資料３

機密性２

令和７年１月 22 日

電力・ガス取引監視等委員会事務局

ネットワーク事業監視課

一般送配電事業者の託送供給等約款の変更認可申請について

（趣旨）

一般送配電事業者 10 者から令和６年 11 月 29 日付け及び同年 12 月９日付けで経済産業大臣あてに「託送供給等約款」の認可申請がなされ、令和７年１月９日付けで経済産業大臣から本委員会に意見を求められたところ、当該認可申請の内容の審査結果について御報告させていただき、御確認いただくとともに、経済産業大臣への回答について御審議いただく。

【申請者】一般送配電事業者 10 者

- 北海道電力ネットワーク株式会社
- 東北電力ネットワーク株式会社
- 東京電力パワーグリッド株式会社
- 中部電力パワーグリッド株式会社
- 北陸電力送配電株式会社
- 関西電力送配電株式会社
- 中国電力ネットワーク株式会社
- 四国電力送配電株式会社
- 九州電力送配電株式会社
- 沖縄電力株式会社

１　経緯

下記申請内容について、当委員会の制度設計専門会合、資源エネルギー庁の審議会及び電力広域的運営推進機関の委員会・検討会で整理されたこと等を受け、その内容を託送約款に反映するため、電気事業法第十八条第一項に基づき、各一般送配電事業者から令和６年 11 月 29 日付け及び同年 12 月９日付けで経済産業大臣宛てに託送供給等約款の変更認可申請がなされ、同法第六十六条の十一第一項第五号に基づき、令和７年１月９日付けで経済産業大臣から【別添１：託送供給等約款の変更の認可に係る意見聴取について】のとおり、本委員会に意見の求めがあった。

【各一般送配電事業者の託送供給等約款の変更認可申請の理由・概要】【詳細は別添２－１を、事務局における審査結果は別添２－２を参照】

（１）　制限・中止時の割引に係る規定の廃止

（２）　災害時の特別な措置に係る規定の追加

（３） 混雑緩和プロセスに係る規定の追加
（４） 翌々日計画の提出に係る規定の変更
（５） 規定外電圧における負担金の扱いの明確化
（６） 予備送電サービスの工事費の臨時精算に係る規定の明確化
（７） 既認定 FIP 併設蓄電池の系統充電に係る規定の追加
（８） 系統連系技術要件（託送供給等約款別冊）の変更
（９） 再エネ有効活用に資する軽負荷期等における電気の使用に係る特別措置の拡大（東北電力ネットワーク株式会社のみ）

２　認可申請に係る意見及び今後の見通し

各一般送配電事業者から経済産業大臣宛に認可申請が行われた託送供給等約款について、本委員会において意見をまとめ、【別添３：託送供給等約款の認可に係る意見聴取について（回答）】のとおり、経済産業大臣に回答することとしたい。

なお、電気事業法第十八条第三項に基づき申請の認可がなされた場合、各一般送配電事業者は、同第十八条第十二項に基づき、その「託送供給等約款」を公表することとなる。

参考１：電気事業法（一部抜粋）

（託送供給等約款）

第十八条　一般送配電事業者は、その供給区域における託送供給等に係る料金その他の供給条件（以下この款において単に「供給条件」という。）について、経済産業省令で定める期間ごとに、経済産業省令で定めるところにより、託送供給等約款を定め、経済産業大臣の認可を受けなければならない。当該期間中において、これを変更しようとするときも、同様とする。

２　一般送配電事業者は、前項の認可を受けた託送供給等約款（第五項若しくは第八項の規定による変更の届出があつたとき、又は次条第二項の規定による変更があつたときは、その変更後のもの）以外の供給条件により託送供給等を行つてはならない。ただし、その託送供給等約款により難い特別の事情がある場合において、経済産業大臣の認可を受けた供給条件（同項の規定による変更があつたときは、その変更後のもの）により託送供給等を行うときは、この限りでない。

３　経済産業大臣は、第一項の認可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の認可をしなければならない。

一　料金が第十七条の二第一項の承認を受けた収入の見通しを超えない額の収入をその算定の基礎とするものであること。

二　第一項の認可の申請に係る託送供給等約款により電気の供給を受ける者が託送供給等を受けることを著しく困難にするおそれがないこと。

三　料金の額の算出方法が適正かつ明確に定められていること。

四　一般送配電事業者及び第一項の認可の申請に係る託送供給等約款により電気の供給を受ける者の責任に関する事項並びに電気計器及び工事に関する費用の負担の方法が適正かつ明確に定められていること。

五　特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと。

六　前各号に掲げるもののほか、公共の利益の増進に支障がないこと。

４～１１　（略）

１２　一般送配電事業者は、第一項の規定により託送供給等約款の認可を受け、第五項若しくは第八項の規定により託送供給等約款の変更の届出をし、又は次条第三項の規定による託送供給等約款の変更の通知を受けたときは、経済産業省令で定めるところにより、その託送供給等約款を公表しなければならない。

（委員会の意見の聴取）

第六十六条の十一　経済産業大臣は、次に掲げる場合には、あらかじめ、委員会の意見を聴かなければならない。

一～四　（略）

五　第十条第一項若しくは第二項（これらの規定を第二十七条の十二及び第二十七条の十二の十三において準用する場合を含む。）、第十四条第二項（第二十七条の十二及び第二

十七条の十二の十三において準用する場合を含む。)、第十八条第一項若しくは第二項ただし書、第二十二条の二第一項ただし書（第二十七条の十二の十三において準用する場合を含む。)、第二十七条の十一の二第一項ただし書、第二十八条の十四第一項、第二十八条の四十一第三項、第二十八条の四十六第一項、第二十八条の五十二、第二十八条の五十五第一項若しくは第六項、第九十九条第一項又は第九十九条の七第一項の認可をしようとするとき。

六～十六　（略）

２　（略）

参考２：一般送配電事業託送供給等約款料金審査要領（一部抜粋）

第３章「料金の計算」に関する審査

第１節「料金の額の算出方法が適正かつ明確に定められていること」に関する審査

１．法第１８条第３項第３号に規定する「料金の額の算出方法が適正かつ明確に定められていること」については、あらかじめ料金表等において料金率、計算式、参照すべき指標（取引所価格等）が明確に定められているか否かを審査するものとする。

２．（略）

第２節「不当な差別的取扱い」に関する審査

同項第５号に規定する「特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと」については、正当な理由に基づいて一般的に区別を行う場合を除き、託送供給等の相手方となる全ての者に対して平等であるか否か、発電側託送供給料金の支払義務を負う全ての者に対して平等であるか否かを審査するものとする。なお、審査は、需要側託送供給料金の設定における三需要種別に整理された原価等を基とした契約種別ごとの料金率の設定及び発電側託送供給料金の設定における発電側送配電関連原価等を基とした料金率の設定について重点的に行うこととする。

別添１

経済産業省

２０２４１１２９資第２０号
令 和 ７ 年 １ 月 ９ 日

電力・ガス取引監視等委員会委員長　殿

経済産業大臣

託送供給等約款の認可に係る意見聴取について

電気事業法（昭和３９年法律第１７０号）第６６条の１１第１項第５号の規定により、別添の申請に係る同法第１８条第１項の規定に基づく託送供給等約款の認可について、貴委員会の意見を求めます。

別添２－１

各一般送配電事業者の託送供給等約款の変更認可申請の理由・概要

１．主な申請内容（（１）から（８）は10者、（９）は東北電力ネットワーク株式会社）

（１） 制限・中止時の割引に係る規定の廃止
（２） 災害時の特別な措置に係る規定の追加
（３） 混雑緩和プロセスに係る規定の追加
（４） 翌々日計画の提出に係る規定の変更
（５） 規定外電圧における負担金の扱いの明確化
（６） 予備送電サービスの工事費の臨時精算に係る規定の明確化
（７） 既認定FIP併設蓄電池の系統充電に係る規定の追加
（８） 系統連系技術要件（託送供給等約款別冊）の変更
（９） 再エネ有効活用に資する軽負荷期等における電気の使用に係る特別措置の拡大

２．申請内容の概要

（１） 制限・中止時の割引に係る規定の廃止

①変更内容

需要側の制限・中止時の割引の経過措置及び発電側の制限・中止時の割引※に係る規定を削除。※緊急時の作業停止や設備故障時における出力制御など、送配電設備起因かつ出力制御の予見性がない場合において、発電側課金に係るkW課金の割引を行う規定。

②理由

2024年1月17日に変更認可された託送供給等約款において、託送料金の低減への寄与等の理由から需要側の制限・中止時の割引が廃止されることとなった（2024年度は経過措置を設け2025年4月から廃止）。当該廃止を踏まえ、第100回制度設計専門会合（令和6年8月27日開催）において、発電側の制限・中止時の割引についても、需要側と同様の措置とすることが合理的とされ、需要側と同様に2025年4月から廃止されることと整理されたため。

（２） 災害時の特別な措置に係る規定の追加

①変更内容

これまで災害特例措置として実施してきた措置に以下の点を拡充し、需要側及び発電側における災害時の特別な措置に係る規定としてそれぞれ追加。

・発動条件:災害救助法の適用又は激甚災害として指定された場合
・適用条件:被災から電気を全く使用していない場合
・割引率:４％／日

② 理由

上記（１）のとおり、需要側及び発電側の制限・中止時の割引が廃止されることを踏まえ、需要側については、総合資源エネルギー調査会／電力・ガス事業分科会／第 72 回電力・ガス基本政策小委員会（令和６年３月 29 日開催）において、当該割引が実質的に災害時における被災者の負担軽減策で機能してきた実態等を踏まえ、同等の仕組みを備えた代替措置として、これまで災害特例措置として実施してきた内容とあわせて、災害時の特別な措置を 2025 年４月１日までに託送供給等約款に規定することと整理されたため。また、発電側についても、需要側での整理と同様に、災害時の特別な措置に係る規定を追加するもの。

（３） 混雑緩和プロセスに係る規定の追加

① 変更内容

系統の混雑緩和を希望する発電事業者からの提起による系統増強（混雑緩和）プロセスを追加。

② 理由

混雑が予想される系統については一般送配電事業者が費用便益評価を行い設備増強の可否を判断するが、増強による便益が費用を下回る場合は増強が行われず系統の混雑が緩和されない。そのため、総合資源エネルギー調査会／省エネルギー・新エネルギー分科会／電力・ガス事業分科会／第 52 回再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会（以下「大量導入小委員会」という。）（令和５年６月 21 日開催)及び電力広域的運営推進機関の第 69 回広域系統整備委員会（令和５年８月９日開催）において系統の混雑緩和を希望する発電事業者が系統増強費用を負担したうえで、系統増強（混雑緩和）を行うプロセスが整理されたため。

（４） 翌々日計画の提出に係る規定の変更

① 変更内容

翌々日計画について、48 点での計画を提出するよう変更。

② 理由

電力広域的運営推進機関の第 80 回調整力及び需給バランス評価等に関する委員会（令和４年 12 月 26 日）において、需給ひっ迫時における情報発信の重要性の高まりから、週間計画断面と比較して気象予測等の精度が向上する翌々日断面においては、令和７年度以降 48 点での広域予備率を算出・公表すること及びこれに伴い BG 及び一般送配電事業者は 48 点の翌々日計画を提出することが整理されたため。

（５） 工事費負担金に係る規定の明確化

① 変更内容

標準電圧を超える電圧での供給工事等が発生する場合等の工事費負担金の扱いについては北海道電力ネットワーク株式会社、関西電力送配電株式会社及び九州電力送配電株式会社のみが明記していたところ、他の一般送配電事業者７者においても工事費負担金の扱い（実費を算定の上、一般送配電事業者の負担額を差し引く）を明記。

また、特別供給設備を規定内電圧で設置する場合の負担金の扱いを明確化する。

② 理由

今後、標準電圧を超える電圧での供給工事等が増加する見込みであるため、規定外電圧における工事費負担金の扱いに係る規定について 10 者で規定の明確化・統一化を行うため。

また、特別供給設備を規定内電圧で設置する場合の工事費負担金の扱いに係る規定の明確化を行うため。

（６） 予備送電サービス契約電力の工事費の精算に係る規定の明確化

① 変更内容

１年未満での予備送電サービス契約電力の消滅があった場合に臨時工事費の算定対象とすることを明記。

② 理由

予備送電サービス契約電力の消滅があった場合に臨時工事費の算定対象とすることについて、中部電力パワーグリッド株式会社及び九州電力送配電株式会社のみが明記していたところ、他の一般送配電事業者８者においても規定の明確化・統一化を行うため。なお、１年未満での予備送電サービス契約電力の減少があった場合に臨時工事費の算定対象とすることは 10 者いずれにおいても既に明記されている。

（７） 既認定 FIP 併設蓄電池の系統充電に係る発電側課金対象範囲の規定の追加

① 変更内容

既認定 FIP 併設蓄電池の系統からの充電を可能としたことに伴う発電側課金の対象範囲の規定の追加。

② 理由

2024 年１月 17 日に変更認可された託送供給等約款において、2024 年度以降に新規認定を受けた FIP 併設蓄電池の系統からの充電が可能と整理されていたところ、第 69 回大量導入小委員会（2024 年９月 30 日開催）において、2023 年度以前の既認定 FIP 併設蓄電池についても 2025 年４月を目途に系統からの充電が可能となったことに伴い発電側課金の対象範囲を規定するため。

（８） 系統連系技術要件（託送供給等約款別冊）の変更

① 変更内容

発電設備等の並列時の周波数を並列時許容周波数以内とする旨の追加、火力発電設備及びバイオマス発電設備について出力をそれぞれ 30%及び 50%以下に抑制するために必要な機能を具備する旨の追加、発電機運転制御装置を付加する旨の追加、電圧変動対策の追加、出力変動対策の追加、太陽光発電及び風力発電について提出を求める諸元の追加等。

② 理由

電力広域的運営推進機関の第 17 回グリッドコード検討会（2024 年 7 月 31 日）にて、技術要件について系統連系技術要件への反映内容が整理されたため。

（９）再エネ有効活用に資する軽負荷期等における電気の使用に係る特別措置の拡大（東北電力ネットワーク株式会社）

① 変更内容

再エネ有効活用に資する需要応動を後押しするため、自家発補給電力（需要者の発電設備の点検等により生じた不足電力を補給する際の電力）を使用する際の特別措置の対象となる軽負荷期の定義について、毎年４月１日から５月 31 日までの土・日、祝日等の午前８時から午後４時までの時間を、毎年３月１日から６月 30 日までの午前８時から午後４時に拡大。

② 理由

再エネ出力制御が増加している中、時間帯割引等の出力制御低減に係る取組が求められている。総合資源エネルギー調査会／省エネルギー・新エネルギー分科会 新エネルギー小委員会／電力・ガス事業分科会電力・ガス基本政策小委員会／第 42 回系統ワーキンググループ（2022 年 10 月 20 日）での送配電網協議会からの報告のとおり、割引対象を拡大することで、電力需要が比較的低い時期に系統からの電力調達量を増やすこととなり、再エネ有効利用を図るため、東北電力ネットワーク株式会社において、その対象を拡大するため。

託送供給等約款の認可について（審査結果）

一般送配電事業者の託送供給等約款の認可について、電気事業法第18条第3項の規定に照らして評価する。

■申請者：一般送配電事業者10者

（1）制限・中止時の割引に係る規定の廃止
（2）災害時の特別な措置に係る規定の追加
（3）混雑緩和プロセスに係る規定の追加
（4）翌々日計画の提出に係る規定の変更
（5）規定外電圧における負担金の扱いの明確化
（6）予備送電サービスの工事費の臨時精算に係る規定の明確化
（7）既認定FIP併設蓄電池の系統充電に係る規定の追加
（8）系統連系技術要件（託送供給等約款別冊）の変更
（9）再エネ有効活用に資する軽負荷期等における電気の使用に係る特別措置の拡大（東北電力ネットワーク株式会社のみ）

■ 事務局審査結果

電気事業法第18条第3項

3 経済産業大臣は、第一項の認可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の認可をしなければならない。

1	料金が第十七条の二第一項の承認を受けた収入の見通しを超えない額の収入をその算定の基礎とするものであること。	ー（今回の一般規定の変更内容のうち、本号に基づいて審査すべき事項はない）
2	第一項の認可の申請に係る託送供給等約款により電気の供給を受ける者が託送供給等を受けることを著しく困難にするおそれがないこと。	今般の認可申請により追加又は変更される規定は、以下のとおりである。 ・（1）は、発電側の制限・中止時の割引を需要側と同様に廃止するものであり、制度設計専門会合において整理された内容を踏まえたものであること。 ・（2）は、災害時における負担軽減策として機能してきた制限・中止時の割引が廃止されるため、その代替措置として規定されるものであること。 ・（3）は、系統の増強費用を、増強を希望する発電事業者の負担とするものであり、大量導入小委員会及び広域系統整備委員会において整理された内容を踏まえたものであること。 ・（4）は、一般送配電事業者が48点での翌々日計画を提出するよう調整力及び需給バランス評価等に関する委員会において整理された内容を踏まえたものであること。 ・（5）は、工事費負担金の扱いを明確化するものであること。 ・（6）は、予備送電サービス契約電力の1年未満での消滅があった場合に臨時工事費の算定対象とすることを明確化するものであること。 ・（7）は、既認定FIP併設蓄電池の系統からの充電を可能とするものであり、大量導入小委員会において整理された内容に伴う関係規定の改正であること。 ・（8）は、発電者及び需要者の電気設備と送配電事業者の電力系統の連系に必要な技術要件を定めた系統連携技術要件を変更するものであり、その内容はグリッドコード検討会で整理された内容を踏まえたものであること。 ・（9）は、自家発補給電力を使用する際の特別措置の対象を拡大するものであり、系統ワーキンググループにおいて整理された内容を踏まえたものであること。 今般の変更認可申請により追加又は変更される規定は、託送供給等を受けることを妨げるような不当に厳しい供給条件を設定するものではないことから、電気の供給を受けようとする者が託送供給等を受けることを著しく困難にするおそれはないと認められる。
3	料金の額の算出方法が適正かつ明確に定められていること。	今般の認可申請により追加される災害時の特別な措置に係る規定及び既認定FIP併設蓄電池の系統からの充電に係る規定は、料金表等において料金率、計算式、参照すべき指標等が定められており、料金の額の算出方法が適正かつ明確に定められていると認められる。
4	一般送配電事業者及び第一項の認可の申請に係る託送供給等約款により電気の供給を受ける者の責任に関する事項並びに電気計器及び工事に関する費用の負担の方法が適正かつ明確に定められていること。	今般の変更認可申請により追加又は変更される翌々日計画に係る規定、工事費負担金の扱いに係る規定及び予備送電サービスの工事費の精算に係る規定は、一般送配電事業者及び電気の供給を受ける者の責任及び電気計器等に関する費用負担について、適正かつ明確に定められていると認められる。
5	特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと。	今般の認可申請において追加又は変更される規定においては、事業者の電気の使用形態（電圧別や契約別）等に基づき料金等を設定しているが、正当な理由に基づく取扱いであり、特定の者に対して不当な差別的な取扱いをするものではないと認められる。
6	前各号に掲げるもののほか、公共の利益の増進に支障がないこと。	今般の認可申請において追加又は変更される規定については、公共の利益の増進に支障がないと認められる。

■ 事務局の審査結果

申請内容について、電気事業法第18条第3項の各号に照らし、適合していると認められる。

別添３

（案）

●●電委第●号
令和７年１月●日

経済産業大臣　宛て

電力・ガス取引監視等委員会委員長

託送供給等約款の認可に係る意見聴取について（回答）

令和７年１月９日付け２０２４１１２９資第２０号により、電気事業法（昭和３９年法律第１７０号）第６６条の１１第１項第５号の規定に基づき、貴職から当委員会に意見を求められた件について、審査の結果を別添２－２のとおり回答します。

託送供給等約款変更認可申請書

令和６年 11 月 29 日

北海道電力ネットワーク株式会社

託 送 供 給 等 約 款 変 更 認 可 申 請 書

北 ネ 企 第 20 号
令和６年 11 月 29 日

経済産業大臣　武 藤　容 治　殿

札幌市中央区大通東１丁目２番地
北海道電力ネットワーク株式会社
代表取締役社長　細 野　一 広

次のとおり託送供給等約款の変更の認可を受けたいので，電気事業法第 18 条第１項の規定により申請します。

変更の内容	別紙　託送供給等約款のとおりであります。
実施期日	令和７年４月１日

別 紙

託 送 供 給 等 約 款

令和７年４月１日実施

北海道電力ネットワーク株式会社

目　　次

Ⅰ　総　　則

1　適　　用 …… 1

2　託送供給等約款の認可および変更 …… 2

3　定　　義 …… 2

4　代表契約者の選任 …… 7

5　託送供給等に関する取扱い …… 7

6　単位および端数処理 …… 7

7　実　施　細　目 …… 8

Ⅱ　契約の申込み

8　契 約 の 要 件 …… 9

9　検討および契約の申込み …… 13

10　契約の成立および契約期間 …… 20

11　託送供給等の開始 …… 21

12　供給準備その他必要な手続きのための協力 …… 21

13　電気方式，電圧および周波数 …… 22

14　発電場所および需要場所 …… 23

15　供給および契約の単位 …… 25

16　承 諾 の 限 界 …… 29

17　契 約 書 の 作 成 …… 29

Ⅲ　料　　金

18　料　　金 …… 30

19　接続送電サービス …… 31

20　臨時接続送電サービス …… 56

21　予備送電サービス …… 65

22　系統連系受電サービス …… 66

23　発電量調整受電計画差対応電力 …… 70

24　接続対象計画差対応電力 …… 71

25　需要抑制量調整受電計画差対応電力 …… 72

26　給電指令時補給電力 …… 73

Ⅳ　料金の算定および支払い

27　料金の適用開始の時期 …… 75
28　検　　針　　日 …… 75
29　料金の算定期間 …… 76
30　計　　量 …… 77
31　電力および電力量の算定 …… 79
32　損　　失　　率 …… 96
33　料 金 の 算 定 …… 97
34　支払義務の発生および支払期日 …… 101
35　料金その他の支払方法 …… 102
36　保　　証　　金 …… 105
37　連　帯　責　任 …… 107

Ⅴ　供　　給

38　託送供給等の実施 …… 108
39　給電指令の実施等 …… 111
40　適正契約の保持等 …… 113
41　契 約 超 過 金 …… 114
42　力 率 の 保 持 …… 117
43　発電場所および需要場所への立入りによる業務の実施 …… 117
44　託送供給等にともなう協力 …… 118
45　託送供給等の停止 …… 119
46　託送供給等の停止の解除 …… 120
47　託送供給等の停止期間中の料金 …… 120
48　違　　約　　金 …… 120
49　損害賠償の免責 …… 121
50　設 備 の 賠 償 …… 121

Ⅵ　契約の変更および終了

51　契 約 の 変 更 …… 123
52　名 義 の 変 更 …… 125

53　契 約 の 廃 止 …… 126
54　供給開始後の契約の消滅または変更にともなう料金および工事費の精算 …… 127
55　解　　約　　等 …… 132
56　契約消滅後の債権債務関係 …… 134

Ⅶ　受電方法および供給方法ならびに工事

57　受電地点，供給地点および施設 …… 135
58　架 空 引 込 線 …… 136
59　地 中 引 込 線 …… 137
60　連 接 引 込 線 等 …… 138
61　中高層集合住宅等における受電方法および供給方法 …… 139
62　引 込 線 の 接 続 …… 139
63　計量器等の取付け …… 139
64　通信設備等の施設 …… 140
65　専 用 供 給 設 備 …… 141
66　電流制限器等の取付け …… 142

Ⅷ　工 事 費 の 負 担

67　受電地点への供給設備の工事費負担金 …… 143
68　受電用計量器等の工事費負担金 …… 146
69　会社間連系設備の工事費負担金 …… 147
70　供給地点への供給設備の工事費負担金 …… 147
71　工事費負担金の申受けおよび精算 …… 154
72　供給開始に至らないで契約を廃止または変更される場合等の費用の申受け … 156
73　臨 時 工 事 費 …… 157
74　工事費等に関する契約書の作成 …… 157

Ⅸ　保　　安

75　保 安 の 責 任 …… 158
76　保安等に対する発電者および需要者の協力 …… 158
77　調　　査 …… 158
78　調 査 等 の 委 託 …… 159
79　調査に対する需要者の協力 …… 159

80　検査または工事の受託 …… 159
81　自家用電気工作物 …… 160

附　　則 …… 161

別　　表 …… 213

Ⅰ　総　　則

1　適　　用

当社が，小売電気事業，当社以外の一般送配電事業，特定送配電事業もしくは電気事業法第2条第1項第5号ロにもとづき行なわれる電気の供給(以下「自己等への電気の供給」といいます。）の用に供するための託送供給または電気事業法第2条第1項第7号に定める電力量調整供給を行なうときの料金および必要となるその他の供給条件は，この託送供給等約款（以下「この約款」といいます。）によります。

なお，この約款において託送供給および電力量調整供給とは，次のものをいいます。

(1)　託 送 供 給

次の接続供給および振替供給をいいます。

イ　接 続 供 給

当社が契約者から受電し，当社が維持および運用する供給設備を介して，同時に，その受電した場所以外の当社の供給区域（北海道をいいます。）内の場所（会社間連系点を除きます。）において，契約者の小売電気事業，特定送配電事業または自己等への電気の供給の用に供するための電気を契約者に供給することをいいます。

ロ　振 替 供 給

当社が契約者から小売電気事業，当社以外の一般送配電事業，特定送配電事業または自己等への電気の供給の用に供するための電気を受電し，当社が維持および運用する供給設備を介して，同時に，その受電した場所以外の会社間連系点において，契約者に，その受電した電気の量に相当する量の電気を供給することをいいます。

(2)　電力量調整供給

次の発電量調整供給および需要抑制量調整供給をいいます。

イ　発電量調整供給

当社が発電契約者から，当社が行なう託送供給に係る小売電気事業，一般送配電事業，特定送配電事業または自己等への電気の供給の用に供するための電気を受電し，当社が維持および運用する供給設備を介して，同時に，その受電した場所において，発電契約者に，発電契約者があらかじめ当社に申し出た量の電気を供給することをいいます。

ロ　需要抑制量調整供給

当社が需要抑制契約者から，特定卸供給の用に供するための電気（小売電気事業または特定送配電事業の供給の用に供するための電気で，電気事業法施行規則第1条第

2 項第 7 号に定める特定抑制依頼によってえられた電気に限ります。）を受電し，当社が維持および運用する供給設備を介して，同時に，その受電した場所において，需要抑制契約者に，需要抑制契約者があらかじめ当社に申し出た量の電気を供給することをいいます。

2　託送供給等約款の認可および変更

(1)　この約款は，電気事業法第 18 条第 1 項の規定にもとづき，経済産業大臣の認可を受けたものです。

(2)　当社は，経済産業大臣の認可を受け，または経済産業大臣に届け出て，この約款を変更することがあります。この場合には，料金および必要となるその他の供給条件は，変更後の託送供給等約款によります。

3　定　　義

次の言葉は，この約款においてそれぞれ次の意味で使用いたします。

(1)　契　約　者

この約款にもとづいて当社と接続供給契約または振替供給契約を締結する小売電気事業者，一般送配電事業者，特定送配電事業者または自己等への電気の供給を行なう者をいいます。

(2)　発電契約者

この約款にもとづいて当社と発電量調整供給契約を締結する者をいいます。

(3)　需要抑制契約者

この約款にもとづいて当社と需要抑制量調整供給契約を締結する者をいいます。

(4)　発　電　者

小売電気事業，一般送配電事業，特定送配電事業または自己等への電気の供給の用に供する電気（託送供給に係る電気に限ります。）を発電または放電する者で当社以外の者をいいます。

(5)　需　要　者

契約者が小売電気事業または自己等への電気の供給として電気を供給する相手方となる者をいいます。

(6)　低　　圧

標準電圧 100 ボルトまたは 200 ボルトをいいます。

(7)　高　　圧

標準電圧 6,000 ボルトをいいます。

(8)　特 別 高 圧

標準電圧 30,000 ボルト以上の電圧をいいます。

(9)　受 電 地 点

当社が，託送供給に係る電気を契約者から受電する地点，発電量調整供給に係る電気を発電契約者から受電する地点または需要抑制量調整供給に係る電気を需要抑制契約者から受電する地点をいいます。

(10)　発 電 場 所

発電者が，発電量調整供給に係る電気を発電または放電する場所をいいます。

(11)　供 給 地 点

当社が，託送供給に係る電気を契約者に供給する地点をいいます。

(12)　需 要 場 所

需要者が，契約者から供給された接続供給に係る電気を使用する場所をいいます。

(13)　会社間連系点

当社以外の一般送配電事業者または配電事業者が維持および運用する供給設備と当社が維持および運用する供給設備との接続点をいいます。

(14)　中 継 振 替

会社間連系点を受電地点とし，他の会社間連系点を供給地点とする振替供給をいいます。

(15)　地 内 振 替

発電者の電気設備と当社の供給設備との接続点を受電地点とし，会社間連系点を供給地点とする振替供給をいいます。

(16)　発電量調整受電電力

発電量調整供給の場合で，受電地点において，当社が発電契約者から受電する電気の電力をいいます。

(17)　発電量調整受電電力量

受電地点において，当社が発電契約者から受電する発電量調整供給に係る電気の電力量をいいます。

(18)　発電量調整受電計画電力

発電量調整受電電力の計画値で，発電契約者があらかじめ当社に通知するものをいいます。

(19)　発電量調整受電計画電力量

発電量調整受電電力量の計画値で，発電契約者があらかじめ当社に通知するものをいいます。

⑵0　接続受電電力

接続供給の場合で，受電地点において，当社が契約者から受電する電気の電力をいいます。

⑵1　接続受電電力量

受電地点において，当社が契約者から受電する接続供給に係る電気の電力量をいいます。

⑵2　接続供給電力

供給地点において，当社が契約者に供給する接続供給に係る電気の電力をいいます。

⑵3　接続供給電力量

供給地点において，当社が契約者に供給する接続供給に係る電気の電力量をいいます。

⑵4　接続対象電力

接続供給電力を損失率で修正した値をいいます。

⑵5　接続対象電力量

接続供給電力量を損失率で修正した値をいいます。

⑵6　接続対象計画電力

接続対象電力の計画値で，契約者があらかじめ当社に通知するものをいいます。

⑵7　接続対象計画電力量

接続対象電力量の計画値で，契約者があらかじめ当社に通知するものをいいます。

⑵8　需要抑制量調整受電電力

需要抑制量調整供給の場合で，受電地点において，当社が需要抑制契約者から受電する電気の電力をいいます。

⑵9　需要抑制量調整受電電力量

受電地点において，当社が需要抑制契約者から受電する需要抑制量調整供給に係る電気の電力量をいいます。

⑶0　需要抑制量調整受電計画電力

需要抑制量調整受電電力の計画値で，需要抑制契約者があらかじめ当社に通知するものをいいます。

⑶1　需要抑制量調整受電計画電力量

需要抑制量調整受電電力量の計画値で，需要抑制契約者があらかじめ当社に通知するものをいいます。

⑶2　ベースライン

需要抑制量調整供給を行なう場合の基準となる電力量で，需要抑制契約者があらかじめ当社に通知するものをいいます。

⑶3　損　失　率

接続供給における受電地点から供給地点に至る電気の損失率をいいます。

(34) 契 約 電 力

契約上使用できる最大電力（キロワット）であって，接続送電サービス契約電力，臨時接続送電サービス契約電力および予備送電サービス契約電力をいいます。

(35) 契 約 電 流

契約上使用できる最大電流（アンペア）であって，接続送電サービス契約電流および臨時接続送電サービス契約電流をいいます。

(36) 契 約 容 量

契約上使用できる最大容量（キロボルトアンペア）であって，接続送電サービス契約容量および臨時接続送電サービス契約容量をいいます。

(37) 契約受電電力

受電地点における接続受電電力または発電量調整受電電力の最大値(キロワット)で，契約者または発電契約者と当社との協議によりあらかじめ定めた値（発電量調整供給においては，同時最大受電電力をこえないものといたします。）をいいます。

(38) 同時最大受電電力

発電者の電気設備と当社の供給設備との接続点における最大電力（キロワット）で，発電契約者または発電者と当社との協議により発電場所ごとにあらかじめ定めた値をいいます。

(39) 最大連系電力等

受電地点において，当社が発電契約者から受電する発電量調整供給に係る電気の電力の最大値をいいます。

(40) 最大需要電力等

供給地点において，当社が契約者に供給する接続供給に係る電気の電力の最大値をいいます。

(41) 発電バランシンググループ

31（電力および電力量の算定）(20)イもしくはロに定める発電量調整受電計画差対応補給電力量または 31（電力および電力量の算定）(21)イもしくはロに定める発電量調整受電計画差対応余剰電力量を算定する対象となる単位で，発電契約者があらかじめ発電量調整供給契約において設定するものをいいます。

(42) 需要バランシンググループ

31（電力および電力量の算定）(22)に定める接続対象計画差対応補給電力量または 31（電力および電力量の算定）(23)に定める接続対象計画差対応余剰電力量を算定する対象となる単位で，契約者があらかじめ接続供給契約において設定するものをいいます。

⑷3　需要抑制バランシンググループ

31（電力および電力量の算定）⑵4に定める需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量または 31（電力および電力量の算定）⑵5に定める需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量を算定する対象となる単位で，需要抑制契約者があらかじめ需要抑制量調整供給契約において設定するものをいいます。

⑷4　電　　灯

白熱電球，けい光灯，ネオン管灯，水銀灯等の照明用電気機器（付属装置を含みます。）をいいます。

⑷5　小 型 機 器

主として住宅，店舗，事務所等において単相で使用される，電灯以外の低圧の電気機器をいいます。ただし，急激な電圧の変動等により他の電気の使用者の電灯の使用を妨害し，または妨害するおそれがあり，電灯と併用できないものは除きます。

⑷6　動　　力

電灯および小型機器以外の電気機器をいいます。

⑷7　契約負荷設備

契約上使用できる負荷設備をいいます。

⑷8　契約主開閉器

契約上設定されるしゃ断器であって，定格電流を上回る電流に対して電路をしゃ断し，需要者において使用する最大電流を制限するものをいいます。

⑷9　定 期 検 査

電気事業法第 54 条および第 55 条第 1 項に定められた検査をいいます。

⑸0　定 期 補 修

一定期間を限り定期的に行なわれる補修をいいます。

⑸1　給 電 指 令

発電者の発電設備および蓄電池（以下「発電設備等」といいます。）もしくは会社間連系点の運用または需要者の電気の使用について，当社から指令することをいいます。

⑸2　昼 間 時 間

毎日午前 8 時から午後 10 時までの時間をいいます。ただし，日曜日，「国民の祝日に関する法律」に規定する休日，1 月 2 日，1 月 3 日，4 月 30 日，5 月 1 日，5 月 2 日，12 月 30 日および 12 月 31 日の該当する時間を除きます。

⑸3　夜 間 時 間

昼間時間以外の時間をいいます。

⑸4　貿 易 統 計

関税法にもとづき公表される統計をいいます。

(55) 離島平均燃料価格算定期間

貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき離島平均燃料価格を算定する場合の期間とし，毎年1月1日から3月31日までの期間，2月1日から4月30日までの期間，3月1日から5月31日までの期間，4月1日から6月30日までの期間，5月1日から7月31日までの期間，6月1日から8月31日までの期間，7月1日から9月30日までの期間，8月1日から10月31日までの期間，9月1日から11月30日までの期間，10月1日から12月31日までの期間，11月1日から翌年の1月31日までの期間または12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は，翌年の2月29日までの期間といたします。）をいいます。

4 代表契約者の選任

自己等への電気の供給の用に供するための接続供給契約の場合を除き，1 接続供給契約における契約者を複数とすることができます。この場合，当該接続供給契約においては 1 需要バランシンググループを設定するものとし，この約款に関する当社との協議および接続供給の実施に関する事項についての権限を複数の契約者全員から委任された契約者を，代表契約者としてあらかじめ選任していただき，かつ，契約者が行なう，当社との手続きおよび協議，ならびにこの約款に定める金銭債務の支払い等は，代表契約者を通じて行なっていただきます。また，当社は，契約者との協議および契約者への通知を代表契約者に対して行ないます。ただし，当社は，必要に応じて，代表契約者以外の契約者と，協議等をさせていただくことがあります。

5 託送供給等に関する取扱い

当社は，とくに必要となる場合を除き，当社の専用窓口を通じて，この約款の実施取扱いをいたします。この場合，当社は，託送供給または電力量調整供給の申込みおよび実施に際してえた情報については，託送供給，電力量調整供給または再生可能エネルギー電気卸供給約款にもとづく再生可能エネルギー電気卸供給を実施する目的以外に使用いたしません。

6 単位および端数処理

この約款において料金その他を計算する場合の単位およびその端数処理は，次のとおりといたします。

(1) 契約負荷設備の個々の容量の単位は，1 ワットまたは 1 ボルトアンペアとし，その端

数は，小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

(2)　契約容量の単位は，1 キロボルトアンペアとし，その端数は，小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

(3)　発電量調整受電電力，発電量調整受電計画電力，接続受電電力，接続供給電力，接続対象電力，接続対象計画電力，需要抑制量調整受電電力，需要抑制量調整受電計画電力，契約電力，契約受電電力，同時最大受電電力，最大連系電力等，最大需要電力等およびその他の電気の電力の単位は，次の場合を除き，1 キロワットとし，その端数は，小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

イ　低圧で供給する場合で，19（接続送電サービス）(2)イまたは 20（臨時接続送電サービス）(2)イ(ロ)を適用した場合に算定された値が 0.5 キロワット以下となるときは，契約電力を 0.5 キロワットといたします。

ロ　高圧で供給する場合で，19（接続送電サービス）(2)イを適用した場合に算定された値が 0.5 キロワット未満となるときは，契約電力を 1 キロワットといたします。

(4)　発電量調整受電電力量，発電量調整受電計画電力量，接続受電電力量，接続供給電力量，接続対象電力量，接続対象計画電力量，需要抑制量調整受電電力量，需要抑制量調整受電計画電力量，ベースライン，発電量調整受電計画差対応補給電力量，発電量調整受電計画差対応余剰電力量，接続対象計画差対応補給電力量，接続対象計画差対応余剰電力量，需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量，需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量，給電指令時補給電力量およびその他の電気の電力量の単位は，1 キロワット時とし，その端数は，小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。ただし，低圧で受電する場合の 30 分ごとの接続受電電力量および 30 分ごとの発電量調整受電電力量ならびに低圧で供給する場合の 30 分ごとの接続供給電力量の単位は，最小位までといたします。

(5)　力率の単位は，1 パーセントとし，その端数は，小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

(6)　料金その他の計算における合計金額の単位は，1 円とし，その端数は，切り捨てます。

7　実　施　細　目

この約款の実施上必要な細目的事項は，そのつど契約者，発電契約者，発電者または需要抑制契約者と当社との協議によって定めます。

なお，当社は，必要に応じて，需要者と別途協議を行なうことがあります。

Ⅱ　契約の申込み

8　契約の要件

(1)　契約者が接続供給契約または振替供給契約を希望される場合は，次の要件を満たしていただきます。

イ　小売電気事業，一般送配電事業，特定送配電事業または自己等への電気の供給の用に供する電気が電力量調整供給に係るものまたは当社が供給する託送供給に供する電気であること。

ロ　接続供給の場合，契約者が需要者の需要の計画値に応じた電気の供給が可能であること。

ハ　振替供給の場合，契約者が営む小売電気事業，一般送配電事業，特定送配電事業または契約者が行なう自己等への電気の供給の用に供するためのものであること。

ニ　需要者が電気設備を当社の供給設備に電気的に接続するにあたり，電気設備に関する技術基準，その他の法令等にしたがい，かつ，別冊に定める系統連系技術要件（以下「系統連系技術要件」といいます。）を遵守して，当社の供給設備の状況等を勘案して技術的に適当と認められる方法によって連系すること。

ホ　高圧または特別高圧で供給する場合は，契約者および需要者が当社からの給電指令にしたがうこと。

ヘ　契約者が，需要者にこの約款における需要者に関する事項を遵守させ，かつ，需要者がこの約款における需要者に関する事項を遵守する旨の承諾をすること。

ト　需要者が他の契約者から電気の供給を受けることを当社が確認した場合は，契約者が，当社が契約者にあらかじめお知らせすることなく接続供給の実施に必要な需要者の情報を当該他の契約者に対し提供する旨の承諾をすること。

チ　契約者および需要者が，当社が契約者および需要者にあらかじめお知らせすることなく発電量調整供給等の実施に必要な需要者の情報を発電契約者および需要場所と同一の場所である発電場所の発電者または当社と再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）第2条第5項に定める特定契約（以下「特定契約」といいます。）もしくは再生可能エネルギー特別措置法第2条の7に定める一時調達契約（以下「一時調達契約」といいます。）等を締結する者に対し提供する旨の承諾をすること。

リ　契約者が自己等への電気の供給の用に供するための接続供給契約または振替供給契約を希望される場合は，次の要件を満たすこと。

(ｲ)　契約者と同一の者である発電者の発電設備等が電気事業法第 2 条第 1 項第 5 号ロに定める非電気事業用電気工作物であること。

(ﾛ)　契約者と同一の者でない発電者の発電または放電に係る電気も供給する場合は，当該発電者の発電設備等が契約者と電気事業法第 2 条第 1 項第 5 号ロの経済産業省令で定める密接な関係を有する者が維持および運用する非電気事業用電気工作物であること。

(ﾊ)　需要者が契約者と同一の者，または契約者と電気事業法第 2 条第 1 項第 5 号ロの経済産業省令で定める密接な関係を有する者であること。

ヌ　契約者が，1 需要場所において，分割供給（複数の小売電気事業者が，1 需要場所において，1 引込みを通じて行なうそれぞれの電気事業法第 2 条第 1 項第 1 号に定める小売供給をいいます。ただし，一方の小売電気事業者が需要者の発電設備の検査，補修または事故〔停電による停止等を含みます。〕により生じた不足電力の補給にあてるための電気のみを供給する場合の小売供給を除きます。）を行なうための接続供給（以下「分割接続供給」といいます。）を希望される場合は，次の要件を満たすこと。

(ｲ)　当該需要場所が，高圧または特別高圧で電気の供給を受ける需要場所であること。

(ﾛ)　当該需要場所において分割接続供給を受ける契約者は，2 契約者に限ること。

(ﾊ)　双方の契約者および需要者が，当該需要場所において，当社が分割接続供給を行なう旨の承諾をすること。

(ﾆ)　双方の契約者および需要者が，当社が契約者および需要者にあらかじめお知らせすることなく分割接続供給の実施に必要な契約者および需要者の情報を他の一方の契約者に対し提供する旨の承諾をすること。

(2)　発電契約者が発電量調整供給契約を希望される場合は，次の要件を満たしていただきます。

イ　発電契約者が発電量調整受電計画電力量に応じて電気を供給すること。

ロ　発電者が発電または放電する電気が当社が行なう託送供給に係るものであること。

ハ　発電者が電気設備を当社の供給設備に電気的に接続するにあたり，電気設備に関する技術基準，その他の法令等にしたがい，かつ，系統連系技術要件を遵守して，当社の供給設備の状況等を勘案して技術的に適当と認められる方法によって連系すること。

ニ　高圧または特別高圧で受電する場合は，発電契約者および発電者が当社からの給電指令にしたがうこと。

ホ　発電契約者が当社を代理して，発電者との間で，系統連系受電契約（発電量調整供給契約にもとづき締結する契約をいいます。）を締結すること。

ヘ　発電契約者が，原則として，18（料金）(3)に定める発電者に係る料金，延滞利息お

よび契約超過金を，34（支払義務の発生および支払期日）(4)に定める期日までの間，当社に代わり，発電者から受領し，当社があらかじめ定める支払いに関する期日までに当社へ引き渡す業務を受託すること。

ト　発電契約者が，35（料金その他の支払方法）(3)ロの場合を除き，18（料金）(3)に定める発電者に係る料金，延滞利息および契約超過金の支払い業務を発電者から無償で受託すること。

チ　発電者が系統連系受電契約の変更を発電契約者に申し出た場合，発電契約者が発電量調整供給契約の変更として当社へ申し出ること。

リ　当社が発電者との系統連系受電契約を解約する場合，発電契約者が，当該発電者の発電場所に係る発電量調整供給契約が変更されることを承諾すること。

ヌ　発電契約者が，発電者にこの約款における発電者に関する事項を遵守させ，かつ，発電者がこの約款における発電者に関する事項を遵守する旨の承諾をすること。

ただし，当社と特定契約を締結する発電者（発電契約者が発電者との間で電力受給に関する契約を締結している場合を除きます。）および発電契約者と同一の者である発電者については，ホ，ヘ，ト，チおよびリの要件を除きます。

なお，当社は，発電契約者に対して，系統連系受電契約の締結または変更について，当社を代理する権利を付与いたします。

(3)　発電者が系統連系受電契約を希望される場合は，次の要件を満たしていただきます。

イ　新たに系統連系受電契約を希望される場合または当該契約の内容に変更が生じる場合，発電者が当該契約の締結または変更について当社を代理する発電契約者に対して申し出ること。

ロ　発電者が発電または放電する電気が当社が行なう託送供給に係るもの（当社との特定契約に係る電気を除きます。）であること。

ハ　発電者が電気設備を当社の供給設備に電気的に接続するにあたり，電気設備に関する技術基準，その他の法令等にしたがい，かつ，系統連系技術要件を遵守して，当社の供給設備の状況等を勘案して技術的に適当と認められる方法によって連系すること。

ニ　高圧または特別高圧で受電する場合は，発電者が当社からの給電指令にしたがうこと。

ホ　発電者が，原則として，18（料金）(3)に定める発電者に係る料金，延滞利息および契約超過金の支払い業務を発電契約者に委託すること。

ヘ　発電者が当該契約の消滅後に接続された電気を当社が無償で受電することについて承諾すること。

ただし，発電契約者と同一の者である発電者については，イおよびホの要件を除きま

す。

(4)　需要抑制契約者が需要抑制量調整供給契約を希望される場合は，次の要件を満たしていただきます。

イ　需要抑制契約者が特定卸供給を行なう事業を営む者で，次のいずれにも該当すること。

(イ)　需要者に対して，次のａおよびｂの事項を定めた需要抑制に関する計画を適時に策定し，当該計画にしたがって適切な需要抑制の指示を適時に出すことができること。

ａ　需要抑制量（1 キロワットをこえる電気を抑制しようとするものに限ります。）

ｂ　需要抑制の実施頻度および時期

(ロ)　(イ)によってえられた 100 キロワットをこえる電気を供給しようとするものであること。

(ハ)　電気の安定かつ適正な供給を確保するための適切な需給管理体制および情報管理体制を確立し，実施および維持することができること。

(ニ)　需要者の保護の観点から適切な情報管理体制を確立し，実施および維持できること。

(ホ)　需要者と電力需給に関する契約等を締結している契約者が供給力を確保するよう，当該契約者と需要抑制契約者との間または当該契約者と需要者との間で適切な契約がなされていること。

ロ　需要抑制契約者が需要抑制量調整受電計画電力量に応じて電気を供給すること。

ハ　需要者に係る接続送電サービスまたは臨時接続送電サービスが電灯定額接続送電サービスまたは電灯臨時定額接続送電サービスもしくは動力臨時定額接続送電サービスでないこと。

ニ　需要抑制量調整受電電力量の算定上，需要場所が 30（計量）(3)に該当しないこと。

ホ　需要抑制契約者が，需要者にこの約款における需要者に関する事項を遵守させ，かつ，需要者がこの約款における需要者に関する事項を遵守する旨の承諾をすること。

ヘ　当社が分割接続供給を行なう供給地点において，需要抑制契約者は，15（供給および契約の単位）(2)イ(イ)または(ロ)により分割接続供給を受ける契約者に係る接続送電サービスまたは臨時接続送電サービスについて需要抑制量調整供給契約を希望される場合は，他の一方の契約者に係る接続送電サービスまたは臨時接続送電サービスについてもあわせて需要抑制量調整供給契約を締結すること。

9　検討および契約の申込み

契約者が新たに接続供給契約もしくは振替供給契約を希望される場合，発電契約者が新たに発電量調整供給契約を希望される場合，発電者（当社と特定契約を締結する発電者〔発電契約者が発電者との間で電力受給に関する契約を締結している場合を除きます。〕を除きます。）が新たに系統連系受電契約を希望される場合または需要抑制契約者が新たに需要抑制量調整供給契約を希望される場合は，あらかじめこの約款を承認のうえ，次の手続きにより，契約者から託送供給の申込み，発電契約者から発電量調整供給の申込みまたは需要抑制契約者から需要抑制量調整供給の申込みをしていただきます。

なお，電圧または周波数の変動等によって損害を受けるおそれがある発電者または需要者は，無停電電源装置の設置等必要な措置を講じていただきます。また，発電者または需要者が保安等のために必要とする電気については，その容量を明らかにしていただき，21（予備送電サービス）の申込みまたは保安用の発電設備の設置，蓄電池装置の設置等必要な措置を講じていただきます。

(1)　受電側接続検討の申込み

イ　当社は，契約者または発電契約者から小売電気事業，一般送配電事業，特定送配電事業または自己等への電気の供給の用に供する電気を受電（原則として高圧または特別高圧で受電する場合に限ります。また，接続供給または振替供給の場合は，受電地点が会社間連系点のときに限ります。）するにあたり，供給設備の新たな施設または変更についての検討（以下「受電側接続検討」といいます。）をいたします。

なお，他の接続供給契約もしくは振替供給契約または発電量調整供給契約等により既に連系されている受電地点については，受電側接続検討を省略することがあります。

ロ　契約者または発電契約者は，接続供給契約（受電地点が会社間連系点の場合に限ります。）もしくは振替供給契約（受電地点が会社間連系点の場合に限ります。）または発電量調整供給契約（発電者から電気を受電する場合に限ります。）の申込みに先だち，次の事項を明らかにして，当社所定の様式により，受電側接続検討の申込みをしていただきます。

(ｲ)　接続供給の場合

a　契約者の名称

b　代表契約者の名称（契約者が複数の場合に限ります。）

c　当該接続供給に必要となる当社以外の一般送配電事業者または配電事業者との振替供給契約等の内容または申込内容

d　接続受電電力の最大値および最小値

e　接続供給の開始希望日

(ロ)　振替供給の場合

a　契約者の名称

b　当該振替供給に必要となる当社以外の一般送配電事業者または配電事業者との振替供給契約等の内容または申込内容

c　振替供給に係る受電電力の最大値および最小値

d　供給地点

e　振替供給の開始希望日

(ハ)　発電量調整供給の場合

a　発電契約者の名称

b　発電者の名称，発電場所および受電地点

c　発電設備等の発電・放電方式，発電・放電出力および系統安定上必要な仕様

d　発電量調整受電電力の最大値および最小値

e　受電地点における受電電圧

f　発電場所における負荷設備および受電設備

g　発電量調整供給の開始希望日

ハ　検討期間および検討料

(イ)　当社は，原則として受電側接続検討の申込みから 3 月以内に検討結果をお知らせいたします。

(ロ)　当社は，1 受電地点 1 検討につき 22 万円を検討料として，受電側接続検討の申込み時に発電契約者から申し受けます。ただし，次の場合には，検討料を申し受けません。

a　検討を要しない場合

b　受電側接続検討の回答後，他の発電契約者の契約の申込みにともなう連系予約（当該契約の申込みに係る発電設備等が送電系統へ連系されたものとして取り扱うことをいいます。）によって送電系統の状況が変化した場合等，受電側接続検討の前提となる事実関係に変動がある場合で，かつ，検討料を申し受けた受電側接続検討の回答日から 1 年以内に受け付けた受電側接続検討のとき。

(2)　供給側接続事前検討の申込み

イ　当社は，契約者が希望される場合に，契約者に小売電気事業，特定送配電事業または自己等への電気の供給の用に供する電気を供給するにあたり，工事の要否および工事が必要な場合の当該工事の種別についての検討（以下「供給側接続事前検討」といいます。）をいたします。

ロ　契約者は，次の事項を明らかにして，当社所定の様式により，供給側接続事前検討

の申込みをしていただきます。この場合，契約者への情報開示に係る需要者の承諾書（当社所定の様式によります。）をあわせて提出していただくことがあります。また，分割接続供給を希望される場合は，あらかじめ双方の契約者で協議のうえ，申込みをしていただきます。

(イ) 需要者の名称，用途，需要場所（供給地点特定番号を含みます。）および供給地点

(ロ) 契約電力（分割接続供給を希望される場合は，1 需要場所において使用できる最大電力〔キロワット〕といたします。），契約電流または契約容量

(ハ) 供給地点における供給電気方式および供給電圧

(ニ) 負荷設備または主開閉器

(ホ) 接続供給の開始希望日および使用期間

ハ 負荷設備，契約電力，契約電流または契約容量については，1 年間を通じての最大の負荷を基準として，契約者から申し出ていただきます。この場合，1 年間を通じての最大の負荷を確認するため，必要に応じて接続供給の開始希望日以降 1 年間の接続供給電力の計画値を当社所定の様式により申し出ていただきます。

ニ 当社は，原則として供給側接続事前検討の申込みから 2 週間以内に検討結果をお知らせいたします。

(3) 需要抑制量調整供給事前検討の申込み

イ 当社は，需要抑制契約者が希望される場合に，特定卸供給の用に供する電気を受電するにあたり，工事の要否および工事が必要な場合の当該工事の種別についての検討（以下「需要抑制量調整供給事前検討」といいます。）をいたします。

ロ 需要抑制契約者は，次の事項を明らかにして，当社所定の様式により，需要抑制量調整供給事前検討の申込みをしていただきます。この場合，需要抑制契約者への情報開示に係る需要者の承諾書（当社所定の様式によります。）をあわせて提出していただくことがあります。

(イ) 需要抑制契約者の名称

(ロ) 需要者の名称，需要場所（供給地点特定番号を含みます。）

(ハ) 需要抑制量調整供給の開始希望日

ハ 当社は，原則として需要抑制量調整供給事前検討の申込みから 2 週間以内に検討結果をお知らせいたします。

(4) 契約の申込み

契約者は，(1)ロ(イ)または(ロ)の事項およびイまたはロの事項を，発電契約者は，(1)ロ(ハ)の事項およびハの事項を，需要抑制契約者は，ニの事項を明らかにして，当社所定の様式により，接続供給契約，振替供給契約，発電量調整供給契約，系統連系受電契約

または需要抑制量調整供給契約の申込みをしていただきます。この場合，8（契約の要件）(1)ヘおよび接続供給の実施に必要な需要者の情報を当社が契約者に対し提供することに関する需要者の契約者に対する承諾書の写し，8（契約の要件）(2)ホに定める要件を満たすことを証明する文書および8（契約の要件）(2)ヌに定める発電者の発電契約者に対する承諾書の写しまたは8（契約の要件）(4)ホおよび需要抑制量調整供給の実施に必要な需要者の情報を当社が需要抑制契約者に対し提供することに関する需要者の需要抑制契約者に対する承諾書の写しをあわせて提出していただきます。ただし，発電契約者と発電者との間で締結する電力受給に関する契約等において，発電者が系統連系受電契約の締結について合意していることおよび発電者がこの約款に関する事項を遵守することを承諾していることが明らかな場合，契約者と需要者との間で締結する電力需給に関する契約等において，需要者がこの約款に関する事項を遵守することおよび接続供給の実施に必要な需要者の情報を，当社が契約者に対し提供することを承諾していることが明らかな場合，または，需要抑制契約者と需要者との間で締結する需要抑制に関する契約等において，需要者がこの約款に関する事項を遵守することおよび需要抑制量調整供給の実施に必要な需要者の情報を，当社が需要抑制契約者に対し提供することを承諾していることが明らかな場合で，当社が当該文書および承諾書の提出を不要と判断するときは，当該文書および承諾書の提出を省略することができるものといたします。

なお，自己等への電気の供給の用に供するための接続供給契約または振替供給契約を希望される場合は，8（契約の要件）(1)リに定める要件を満たすことを証明する文書をあわせて提出していただきます。この場合，当社は，必要に応じて，所管の官庁にこの要件を満たすことの確認を行ないます。

また，発電量調整供給契約を希望される場合で，電力広域的運営推進機関送配電等業務指針に定める保証金（以下「系統連系保証金」といい，その金額は電力広域的運営推進機関業務規程に定める方法により算定いたします。）を要するときは，系統連系保証金をお支払いいただき，かつ，電源接続案件一括検討プロセスにもとづき工事費負担金補償金を定めるときは，当社と工事費負担金の補償に関する契約を締結のうえ，(1)の申込みに対する当社の回答日から1年以内（電源接続案件一括検討プロセスにもとづき申込みをされる場合および海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律〔以下「再エネ海域利用法」といいます。〕第13条第2項第10号に規定する選定事業者〔以下「選定事業者」といいます。〕を発電者として申込みをされる場合を除きます。）に申込みをしていただくものとし，需要抑制量調整供給契約を希望される場合は，8（契約の要件）(4)イに定める要件を満たすことを証明する文書を提出していただきます。

イ　接続供給の場合

(イ)　需要者の名称，用途，需要場所（供給地点特定番号を含みます。）および供給地点

(ロ)　供給地点における供給電気方式および供給電圧

(ハ)　需要場所における負荷設備，主開閉器，受電設備および発電設備等

(ニ)　契約電力（分割接続供給を希望される場合は，申込みをされる契約者に係る契約電力といたします。），契約電流または契約容量

(ホ)　契約受電電力

(ヘ)　希望される接続送電サービス，臨時接続送電サービスまたは予備送電サービスの種別（分割接続供給を希望される場合は，申込みをされる契約者に係る接続送電サービス，臨時接続送電サービスまたは予備送電サービスの種別といたします。）

(ト)　接続受電電力の計画値および接続供給電力の計画値

(チ)　電気の調達先となる契約者，発電契約者または需要抑制契約者の名称および調達量の計画値

(リ)　電気の販売先となる契約者，発電契約者または需要抑制契約者の名称および販売量の計画値

(ヌ)　連絡体制

(ル)　20（臨時接続送電サービス）を希望される場合には，契約使用期間（分割接続供給を希望される場合は，申込みをされる契約者に係る契約使用期間といたします。）

(ヲ)　分割接続供給を希望される場合，次の事項（あらかじめ双方の契約者で協議のうえ，申込みをしていただきます。）

a　15（供給および契約の単位）(2)イまたはロのうち希望される分割接続供給の形態

b　15（供給および契約の単位）(2)イにより当社が分割接続供給を行なう場合，それぞれの契約者への分割接続供給の形態

c　15(供給および契約の単位)(2)イ(イ)により当社が分割接続供給を行なう場合，契約者があらかじめ定めた30分ごとの電力量(以下「通告電力量」といいます。)を当社に通知する契約者

d　15（供給および契約の単位）(2)ロにより当社が分割接続供給を行なう場合，それぞれの契約者へ分割接続供給する時間帯（以下「供給時間帯」といいます。）および分割接続供給に係る料金その他の調整先となる契約者

e　分割接続供給に係る料金その他の調整に使用する，1供給地点につき，1接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービス契約電力および接続送電サービスの種別

ｆ　臨時接続送電サービスを希望される場合は，分割接続供給に係る料金その他の調整に使用する，1 供給地点につき，1 臨時接続送電サービスを適用したときの臨時接続送電サービス契約電力および臨時接続送電サービスの種別

ｇ　予備送電サービスを希望される場合は，分割接続供給に係る料金その他の調整に使用する，1 供給地点につき，1 予備送電サービスを適用したときの予備送電サービス契約電力および予備送電サービスの種別

なお，負荷設備，契約電力，契約電流または契約容量については，1 年間を通じての最大の負荷を基準として，契約者から申し出ていただきます。この場合，1 年間を通じての最大の負荷を確認するため，必要に応じて接続供給の開始希望日以降 1 年間の接続供給電力の計画値を当社所定の様式により申し出ていただきます。

ロ　振替供給の場合

(ｲ)　契約者の名称

(ﾛ)　連絡体制

(ﾊ)　当社が小売電気事業，一般送配電事業，特定送配電事業または自己等への電気の供給の用に供する電気を振替供給する場合には，当該振替供給に係る当社以外の一般送配電事業者または配電事業者との接続供給契約等の内容または申込内容

(ﾆ)　振替供給の開始希望日

ハ　発電量調整供給の場合

(ｲ)　発電場所の受電地点特定番号および発電設備等に係る供給地点の供給地点特定番号

(ﾛ)　契約受電電力および同時最大受電電力

(ﾊ)　発電量調整受電計画電力

(ﾆ)　電気の調達先となる契約者，発電契約者または需要抑制契約者の名称および調達量の計画値

(ﾎ)　電気の販売先となる契約者，発電契約者または需要抑制契約者の名称および販売量の計画値

(ﾍ)　連絡体制

ニ　需要抑制量調整供給の場合

(ｲ)　需要抑制契約者の名称

(ﾛ)　需要抑制量調整受電計画電力

(ﾊ)　需要抑制を行なう場合の 30 分ごとの需要抑制量調整受電計画電力量に対応する，需要抑制の予定電力量（1 ベースラインに係る需要場所を複数とする場合で，当該ベースラインにもとづく需要抑制量調整受電計画電力量を設定するときは，需要場

所ごとの需要抑制量調整供給に係る需要抑制の予定電力量といたします。)の最小値

(ニ)　需要抑制を行なう場合の 30 分ごとの販売計画の最小値

(ホ)　需要者の名称および需要場所（供給地点特定番号を含みます。）

(ヘ)　需要者と電力需給に関する契約等を締結している契約者の名称

(ト)　需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量および需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量の算定方法となる 31（電力および電力量の算定）(14)イまたはロ

(チ)　電気の調達先となる契約者，発電契約者または需要抑制契約者の名称および調達量の計画値

(リ)　電気の販売先となる契約者，発電契約者または需要抑制契約者の名称および販売量の計画値

(ヌ)　需要抑制量調整供給の開始希望日

(ル)　連絡体制

なお，需要抑制バランシンググループごとの(ト)の算定方法となる 31（電力および電力量の算定）(14)イまたはロのいずれかの適用を開始した後 1 年間は同一の算定方法の適用を継続していただくものといたします。

(5)　当社は，接続供給契約（受電地点〔会社間連系点の場合に限ります。〕に係る事項に限ります。）または振替供給契約について，当日等の利用分および翌日等の利用分に限り，(4)に定める様式以外で当社が指定した方法により契約者に申込みをしていただくことがあります。また，当社は，受給契約等にもとづく連系線の利用に係る事項（当社以外の一般送配電事業者の連系線の利用に係る事項を含みます。）について，当社が指定した方法により契約者に提出していただくことがあります。この場合，当該申込み方法による申込みに係る託送供給の実施または受給契約等にもとづく連系線の利用に係る事項の提出にともなって必要となる事項に関する契約（以下「契約者に係る基本契約」といいます。）を当社とあらかじめ締結していただきます。

なお，契約者に係る基本契約の契約期間は，契約者と当社との協議がととのった日から 1 年間とし，契約期間満了に先だって契約内容に変更がない場合は，契約期間満了後も 1 年ごとに同一条件で継続されるものといたします。

また，契約者に係る基本契約で定める事項について，基本契約書を作成いたします。

(6)　当社は，受給契約等にもとづく連系線の利用に係る事項（当社以外の一般送配電事業者の連系線の利用に係る事項を含みます。）について，当社が指定した方法により発電契約者に提出していただくことがあります。この場合，受給契約等にもとづく連系線の利用に係る事項の提出にともなって必要となる事項に関する契約（以下「発電契約者に係る基本契約」といいます。）を当社とあらかじめ締結していただきます。

なお，発電契約者に係る基本契約の契約期間は，発電契約者と当社との協議がととのった日から1年間とし，契約期間満了に先だって契約内容に変更がない場合は，契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものといたします。

また，発電契約者に係る基本契約で定める事項について，基本契約書を作成いたします。

(7) 当社は，受給契約等にもとづく連系線の利用に係る事項（当社以外の一般送配電事業者の連系線の利用に係る事項を含みます。）について，当社が指定した方法により需要抑制契約者に提出していただくことがあります。この場合，受給契約等にもとづく連系線の利用に係る事項の提出にともなって必要となる事項に関する契約（以下「需要抑制契約者に係る基本契約」といいます。）を当社とあらかじめ締結していただきます。

なお，需要抑制契約者に係る基本契約の契約期間は，需要抑制契約者と当社との協議がととのった日から1年間とし，契約期間満了に先だって契約内容に変更がない場合は，契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものといたします。

また，需要抑制契約者に係る基本契約で定める事項について，基本契約書を作成いたします。

10 契約の成立および契約期間

(1) 接続供給契約は，接続供給契約の申込みを当社が承諾したときに，振替供給契約は，振替供給契約の申込みを当社が承諾したときに，発電量調整供給契約は，発電量調整供給契約の申込みを当社が承諾したときに，系統連系受電契約は，系統連系受電契約の申込みを当社が承諾したときに，需要抑制量調整供給契約は，需要抑制量調整供給契約の申込みを当社が承諾したときに，それぞれ成立いたします。

(2) 契約期間は，次によります。

イ 接続供給の場合

(イ) 契約期間は，20（臨時接続送電サービス）を利用される場合を除き，接続供給契約が成立した日から，料金適用開始の日以降1年目の日までといたします。

(ロ) 契約期間満了に先だって接続供給契約の消滅または変更がない場合は，接続供給契約は，契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものといたします。

(ハ) 20（臨時接続送電サービス）を利用される場合の契約期間は，接続供給契約が成立した日から，あらかじめ定めた契約使用期間満了の日までといたします。

ロ 発電量調整供給の場合

(イ) 契約期間は，発電設備等に係る供給地点において20（臨時接続送電サービス）が適用されている場合等特別の事情がある場合を除き，発電量調整供給契約または系

統連系受電契約が成立した日から，料金適用開始の日以降１年目の日までといたします。

(ﾛ)　契約期間満了に先だって発電量調整供給契約または系統連系受電契約の消滅または変更がない場合は，発電量調整供給契約または系統連系受電契約は，契約期間満了後も１年ごとに同一条件で継続されるものといたします。

(ﾊ)　契約期間は，発電設備等に係る供給地点において 20（臨時接続送電サービス）が適用されている場合等特別の事情がある場合，発電量調整供給契約または系統連系受電契約が成立した日から，発電契約者または発電者と当社との協議により定めた日までといたします。

ハ　振替供給または需要抑制量調整供給の場合

契約期間は，振替供給契約または需要抑制量調整供給契約が成立した日から，契約者または需要抑制契約者の申込みにもとづき，契約者または需要抑制契約者と当社との協議により定めた日までといたします。ただし，特別の事情がない限り，契約期間は，振替供給または需要抑制量調整供給の開始日から起算して１年未満とならないものといたします。

11　託送供給等の開始

(1)　当社は，接続供給契約，振替供給契約，発電量調整供給契約，系統連系受電契約または需要抑制量調整供給契約の申込みを承諾したときには，契約者，発電契約者または需要抑制契約者と協議のうえ託送供給または電力量調整供給の開始日を定め，供給準備その他必要な手続きを経たのち，すみやかに託送供給または電力量調整供給を開始いたします。

(2)　当社は，天候，用地交渉，停電交渉等の事情によるやむをえない理由によって，あらかじめ定めた託送供給または電力量調整供給の開始日に託送供給または電力量調整供給ができないことが明らかになった場合には，その理由を契約者，発電契約者または需要抑制契約者にお知らせし，あらためて契約者，発電契約者または需要抑制契約者と協議のうえ，託送供給または電力量調整供給の開始日を定めて託送供給または電力量調整供給を開始いたします。

12　供給準備その他必要な手続きのための協力

契約者，発電契約者，需要抑制契約者，発電者または需要者は，当該託送供給または電力量調整供給の実施にともない当社が施設または所有する供給設備の工事および維持のために必要な用地の確保等について協力していただきます。

13　電気方式，電圧および周波数

(1)　受電電気方式は，受電電圧に応じて，次のとおりといたします。

受電電圧	低圧	交流単相 2 線式，交流単相 3 線式または交流 3 相 3 線式
	高圧または特別高圧	交流 3 相 3 線式

(2)　供給電気方式は，供給電圧および接続送電サービス，臨時接続送電サービスまたは予備送電サービスに応じて，Ⅲ（料金）の各項に定めるところによります。

(3)　受電電圧は，会社間連系点を受電地点とする場合を除き，原則として，受電地点（1 建物内の 2 以上の発電場所から共同引込線〔2 以上の発電場所または需要場所に対して 1 引込みにより電気を受電または供給するための引込線をいいます。〕による 1 引込みで電気を受電する場合の受電地点は，発電場所ごとに異なる地点とみなします。）における契約受電電力（発電場所における発電設備等，受電設備および負荷設備等を基準として，発電契約者と当社との協議により受電地点ごとに定めます。）に応じて，次のとおりといたします。

契約受電電力	50 キロワット未満	標準電圧　100 ボルトまたは 200 ボルト
	50 キロワット以上 2,000 キロワット未満	標準電圧　6,000 ボルト
	2,000 キロワット以上 10,000 キロワット未満	標準電圧　30,000 ボルト
	10,000 キロワット以上	標準電圧　60,000 ボルト

(4)　供給電圧は，会社間連系点を供給地点とする場合を除き，接続送電サービス，臨時接続送電サービスまたは予備送電サービスに応じて，Ⅲ（料金）の各項に定めるところによります。

ただし，接続送電サービス契約電力が 500 キロワット未満である場合（契約者が新たに供給地点への接続供給を開始される場合または需要場所における受電設備を変更される場合等に限ります。）は，別表 1（契約設備電力の算定）により定めた供給地点（1 建物内の 2 以上の需要場所に共同引込線による 1 引込みで電気を供給する場合の供給地点は，需要場所ごとに異なる地点とみなします。）における契約設備電力に応じて次のとおりといたします。

契約設備電力	50キロワット未満	標準電圧　100ボルトまたは200ボルト
	50キロワット以上	標準電圧　6,000ボルト

なお，1 需要場所において，電灯標準接続送電サービス，電灯時間帯別接続送電サービスまたは電灯従量接続送電サービスと動力標準接続送電サービス，動力時間帯別接続送電サービスまたは動力従量接続送電サービスとをあわせて契約する場合，契約設備電力の合計が 50 キロワット未満となるときの供給電圧は原則として標準電圧 100 ボルトまたは 200 ボルトとし，契約設備電力の合計が 50 キロワット以上となるときの供給電圧は原則として標準電圧 6,000 ボルトといたします。ただし，契約者が希望され，かつ，電気の使用状態，当社の供給設備の状況等から当社が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは，契約設備電力の合計が 50 キロワット以上であっても，標準電圧 100 ボルトまたは 200 ボルトとすることがあります。この場合，当社は，需要者の土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

(5)　受電電圧については発電者に，供給電圧については需要者に特別の事情がある場合または当社の供給設備の都合でやむをえない場合には，(3)または(4)に定める当該標準電圧より上位または下位の電圧で，受電または供給することがあります。

(6)　周波数は，標準周波数 50 ヘルツといたします。

14　発電場所および需要場所

(1)　当社は，原則として，1 構内をなすものは 1 構内を 1 発電場所または 1 需要場所とし，これによりがたい場合には，イおよびロによります。

なお，1 構内をなすものとは，さく，へい等によって区切られ公衆が自由に出入りできない区域であって，原則として区域内の各建物が同一会計主体に属するものをいいます。ただし，複数の発電設備等を隣接した構内に設置する場合は，正当な理由がない限り，1 構内をなすものとみなします。

イ　当社は，1 建物をなすものは 1 建物を 1 発電場所または 1 需要場所とし，これによりがたい場合には，ロによります。

なお，1 建物をなすものとは，独立した 1 建物をいいます。ただし，複数の建物であっても，それぞれが地上または地下において連結され，かつ，各建物の所有者および使用者が同一のとき等建物としての一体性を有していると認められる場合は，1 建物をなすものとみなします。また，看板灯，庭園灯，門灯等建物に付属した屋外電灯は，建物と同一の発電場所または需要場所といたします。

ロ　構内または建物の特殊な場合には，次によります。

(ｲ)　居住用の建物の場合

1 建物に会計主体の異なる部分がある場合で，次のいずれにも該当するときは，各部分をそれぞれ 1 発電場所または 1 需要場所とすることができます。この場合には，共用する部分を原則として 1 発電場所または 1 需要場所といたします。

a　各部分の間が固定的な隔壁または扉で明確に区分されていること。

b　各部分の屋内配線設備が相互に分離して施設されていること。

c　各部分が世帯単位の居住に必要な機能（炊事のための設備等）を有すること。

(ﾛ)　居住用以外の建物の場合

1 建物に会計主体の異なる部分がある場合で，各部分の間が固定的な隔壁で明確に区分され，かつ，共用する部分がないときまたは各部分の所有者が異なるときは，各部分をそれぞれ 1 発電場所または 1 需要場所とすることができます。この場合には，共用する部分を原則として 1 発電場所または 1 需要場所といたします。

(ﾊ)　居住用部分と居住用以外の部分からなる建物の場合

1 建物に居住用部分と居住用以外の部分がある場合は，(ﾛ)に準ずるものといたします。ただし，アパートと店舗からなる建物等居住用部分と居住用以外の部分の間が固定的な隔壁で明確に区分されている建物の場合は，居住用部分に限り(ｲ)に準ずるものといたします。

(2)　隣接する複数の構内の場合で，それぞれの構内において営む事業の相互の関連性が高いときは，(1)にかかわらず，その隣接する複数の構内を 1 発電場所または 1 需要場所とすることがあります。

(3)　道路その他公共の用に供せられる土地（(1)に定める構内または(2)に定める隣接する複数の構内を除きます。）において，街路灯等が設置されている場合は，その設置されている場所を 1 発電場所または 1 需要場所といたします。

(4)　(1)に定める 1 構内，(1)イに定める 1 建物，(2)に定める隣接する複数の構内または(3)に定める設置されている場所（以下「原需要場所等」といいます。）において，災害による被害を防ぐための措置，温室効果ガス等の排出の抑制等のための措置，または電気工作物の設置および運用の合理化のための措置その他の電気の使用者の利益に資する措置にともない必要な設備を新たに使用する際に，当該設備が施設された区域または部分（以下「特例区域等」といいます。）の契約者または発電契約者からの申出がある場合で，次のいずれにも該当するときは，(1)，(2)または(3)にかかわらず，特例区域等を 1 発電場所または 1 需要場所といたします。

イ　次の事項について，原需要場所等から特例区域等を除いた区域または部分（以下「非

特例区域等」といいます。）の発電者または需要者の承諾をえていること。

(ｲ)　非特例区域等について，(1)，(2)または(3)に準じて発電場所または需要場所を定めること。

(ﾛ)　当社が特例区域等における業務を実施するため，43（発電場所および需要場所への立入りによる業務の実施）に準じて，非特例区域等の発電者または需要者の土地または建物に立ち入らせていただく場合には，正当な理由がない限り，立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただくこと。

ロ　特例区域等と非特例区域等の間が外観上区分されていること。

ハ　特例区域等と非特例区域等の配線設備が相互に分離して施設されていること。

ニ　当社が非特例区域等における業務を実施するため，43（発電場所および需要場所への立入りによる業務の実施）に準じて，特例区域等の発電者または需要者の土地または建物に立ち入らせていただく場合には，正当な理由がない限り，立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただくこと。

ホ　特例区域等を1発電場所または1需要場所とすることが社会的経済的事情に照らし不適当でなく，他の電気の使用者の利益を著しく阻害するおそれがないこと。

15　供給および契約の単位

(1)　当社は，次の場合を除き，1需要場所について1接続送電サービスまたは1臨時接続送電サービスを適用し，1電気方式，1引込みおよび1計量をもって託送供給を行ない，1発電場所について1系統連系受電サービスを適用（当社が特定契約を締結している場合〔発電契約者が発電者との間で電力受給に関する契約を締結している場合を除きます。〕を除きます。）し，1電気方式，1引込みおよび1計量をもって発電量調整供給を行ないます。

イ　1需要場所につき，(ｲ)および(ﾛ)の2臨時接続送電サービスをあわせて契約する場合，または，次の1臨時接続送電サービス（(ｲ)および(ﾛ)の2臨時接続送電サービスをあわせて契約する場合またはへの場合は，2臨時接続送電サービスといたします。）とこれ以外の1接続送電サービス（ロまたはへの場合は，2接続送電サービスといたします。）とをあわせて契約する場合

(ｲ)　電灯臨時定額接続送電サービスおよび電灯臨時接続送電サービスのうちの1臨時接続送電サービス

(ﾛ)　動力臨時定額接続送電サービスおよび動力臨時接続送電サービスのうちの1臨時接続送電サービス

(ﾊ)　高圧臨時接続送電サービス

(ニ)　特別高圧臨時接続送電サービス

ロ　電灯または小型機器と動力とをあわせて使用する需要者に供給する場合で，次の 2 接続送電サービスをあわせて契約する場合

(イ)　電灯定額接続送電サービス，電灯標準接続送電サービス，電灯時間帯別接続送電サービスおよび電灯従量接続送電サービスのうちの 1 接続送電サービス

(ロ)　動力標準接続送電サービス，動力時間帯別接続送電サービスおよび動力従量接続送電サービスのうちの 1 接続送電サービス

ハ　共同引込線による引込みで託送供給または発電量調整供給を行なう場合

ニ　予備送電サービスをあわせて契約する場合

ホ　災害による被害を防ぐための措置，温室効果ガス等の排出の抑制等のための措置，または電気工作物の設置および運用の合理化のための措置その他の電気の使用者の利益に資する措置にともない，契約者または発電契約者からの申出がある場合で，当社が技術上，保安上適当と認めたとき。

ヘ　(2)イまたはロにより当社が分割接続供給を行なう場合

ト　その他技術上，経済上やむをえない場合等特別の事情がある場合

(2)　接続供給の場合，当社は，あらかじめ定めた発電契約者または電力広域的運営推進機関が定めた発電契約者および需要場所について，1 接続供給契約を結び，1 需要バランシンググループを設定いたします。この場合，それぞれの需要場所は原則として 1 接続供給契約に属するものとし，また，当社は，原則として，1 契約者に対して 1 接続供給契約を結びます。

なお，電気鉄道の場合で，負荷が移動するために同一送電系統に属する 2 以上の供給地点において常時電気の供給を受ける契約者が希望されるときは，その料金その他の供給条件について複数供給地点を 1 供給地点とみなすことがあります。

また，当社は，分割接続供給の場合，1 需要場所につき，2 契約者にそれぞれ 1 接続供給契約を適用し，原則として 2 接続送電サービスまたは 2 臨時接続送電サービスを適用のうえ，1 電気方式，1 引込みおよび 1 計量をもって次のいずれかの形態で分割接続供給を行ないます。

イ　当社が，1 需要場所において，あらかじめ定めた量の電気の供給を行なう契約者（以下「非需要追随供給者」といいます。）およびそれ以外の電気の供給を行なう契約者（以下「需要追随供給者」といいます。）に分割接続供給を行なう形態

なお，非需要追随供給者への分割接続供給は，次のいずれかの方法で行ないます。

(イ)　当社が，通告電力量に応じて分割接続供給を行なう方法

(ロ)　当社が，すべての時間帯において，一定の電力量（原則として，19〔接続送電サ

ービス〕(2)イ(ヘ)a，ロまたは20〔臨時接続送電サービス〕(2)ロの非需要追随供給者に係る接続送電サービス契約電力または臨時接続送電サービス契約電力の値を 2 で除した値をいいます。以下「ベース電力量」といいます。）で分割接続供給を行なう方法

ロ　当社が，1 需要場所において，供給時間帯ごとに，それぞれの契約者に分割接続供給を行なう形態

(3)　振替供給の場合，当社は，原則として，あらかじめ定めた発電契約者または電力広域的運営推進機関が定めた発電契約者（発電契約者が複数ある場合は，同一の一般送配電事業者または同一の配電事業者と発電量調整供給契約を締結するものといたします。）および1供給地点（当社以外の一般送配電事業者または配電事業者との接続供給契約ごとに1供給地点とみなします。）について，1振替供給契約を結びます。

(4)　発電量調整供給の場合，当社は，原則として，あらかじめ定めた発電場所（発電場所が複数ある場合は，同一の一般送配電事業者の供給設備に接続するものといたします。）および発電バランシンググループについて，1 発電量調整供給契約を結びます。また，当社は，当社が特定契約を締結している場合（発電契約者が発電者との間で電力受給に関する契約を締結している場合を除きます。）を除き，原則として，あらかじめ定めた発電場所について，1系統連系受電契約を結びます。

なお，低圧の受電地点に係る発電場所および当社または当社の供給区域で事業を営む配電事業者が指定する系統運用上必要な調整機能を有する発電設備等であって別途当社または当社の供給区域で事業を営む配電事業者と調整に関する契約を締結する設備（極短周期成分に対応する周波数制御用の調整機能のみを提供する場合を除きます。以下「調整電源」といいます。）に該当する発電場所は，原則として1発電バランシンググループに属するものといたします。この場合，調整電源に該当する発電場所は，原則として発電場所ごとに発電バランシンググループを設定していただきます。

また，再生可能エネルギー発電設備（再生可能エネルギー特別措置法第2条第2項に定める再生可能エネルギー発電設備をいいます。ただし，特定契約により再生可能エネルギー電気を供給する事業に係る発電設備等に限ります。）の受電地点に係る発電場所が発電バランシンググループに含まれる場合は，次のとおりといたします。

イ　附則 4（発電量調整供給契約についての特別措置〔再生可能エネルギー発電設備〕）(5)または(6)に該当する場合で，インバランスリスク単価（再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則〔以下「再生可能エネルギー特別措置法施行規則」といいます。〕に定めるインバランスリスクに係る単価をいいます。）が異なる再生可能エネルギー発電設備をあわせて使用されるときは，同一の特定契約に係っ

て受電する電気のみに係る発電バランシンググループ（以下「特例発電バランシンググループ」といいます。）に含まれる再生可能エネルギー発電設備に適用されるインバランスリスク単価が同一となるように特例発電バランシンググループを設定していただきます。

ロ　附則 4（発電量調整供給契約についての特別措置〔再生可能エネルギー発電設備〕）(5)の適用を受ける再生可能エネルギー発電設備の受電地点に係る発電場所は，原則として発電量調整受電計画差対応補給電力料金単価等が異なる複数のバランシンググループに属することはできないものといたします。

ハ　当社または特定送配電事業者の再生可能エネルギー電気卸供給約款にもとづき指定した再生可能エネルギー発電設備から電気を調達する場合，当社または特定送配電事業者の再生可能エネルギー電気卸供給約款にもとづき指定した再生可能エネルギー発電設備とそれ以外の再生可能エネルギー発電設備とが共に含まれないように発電バランシンググループを設定していただきます。この場合，再生可能エネルギー電気卸供給約款に係る発電場所は，1 発電量調整供給契約に属するものといたします。

(5)　需要抑制量調整供給の場合，当社は，原則として，あらかじめ定めた需要場所（ただし，需要場所が複数ある場合は，同一の一般送配電事業者の供給設備に接続するものといたします。また，分割接続供給の場合は，当該需要場所に係る接続供給契約といたします。）および需要抑制バランシンググループについて，1 需要抑制量調整供給契約を結びます。

なお，低圧で電気の供給を受ける需要場所および当社または当社の供給区域で事業を営む配電事業者が指定する系統安定上必要な調整機能を有する負荷設備であって別途当社または当社の供給区域で事業を営む配電事業者と調整に関する契約を締結する設備（極短周期成分に対応する周波数制御用の調整機能のみを提供する場合を除きます。以下「調整負荷」といいます。）に該当する需要場所は，1 需要抑制バランシンググループに属するものといたします。

また，需要抑制契約者が 1 需要抑制バランシンググループに係る需要場所を複数とすることを希望される場合は，需要者と電力需給に関する契約等を締結している契約者が同一で，かつ，需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量および需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量の算定方法となる 31（電力および電力量の算定）(14)イまたはロが同一となるように需要抑制バランシンググループを設定していただきます。この場合，当該需要場所は複数の需要抑制バランシンググループに属することはできないものといたします。

16 承諾の限界

当社は，法令，電気の需給状況，供給設備の状況，用地事情ならびに料金，この約款によって支払いを要することとなった料金以外の債務（延滞利息，保証金，契約超過金，違約金，工事費負担金その他この約款から生ずる金銭債務〔以下「料金以外の債務」といいます。〕といたします。）および当社と締結する他の契約にもとづく料金等の金銭債務の支払状況その他によってやむをえない場合には，接続供給契約，振替供給契約，発電量調整供給契約，系統連系受電契約または需要抑制量調整供給契約の申込みの全部または一部をお断りすることがあります。この場合は，その理由を契約者，発電契約者，発電者または需要抑制契約者にお知らせいたします。

17 契約書の作成

当社は，契約者，発電契約者または需要抑制契約者との間で，原則として託送供給または電力量調整供給の開始前に，託送供給または電力量調整供給に関する必要な事項について，契約書を作成いたします。

Ⅲ 料　　金

18 料　　金

料金は，次のとおりといたします。

(1) 契約者に係る料金

イ 契約者に係る料金は，ロによって算定された日程等別料金，24（接続対象計画差対応電力）によって算定された接続対象計画差対応補給電力料金および接続対象計画差対応余剰電力料金ならびに 26（給電指令時補給電力）(1)によって算定された給電指令時補給電力料金といたします。

ロ 日程等別料金は，19（接続送電サービス）によって算定された接続送電サービス料金，20（臨時接続送電サービス）によって算定された臨時接続送電サービス料金および 21（予備送電サービス）によって算定された予備送電サービス料金（以下「送電サービス料金」といいます。ただし，分割接続供給の場合は，33（料金の算定）(12)，(13)または(14)にもとづき料金の調整を行ないます。）のうち，(イ)，(ロ)，(ハ)，(ニ)，(ホ)，(ヘ)または(ト)に定める日が同一となるもの（この場合，当該同一となる日を以下「供給側料金算定日」といいます。）を合計して算定いたします。

(イ) 検 針 日

(ロ) 電灯定額接続送電サービス，電灯臨時定額接続送電サービスおよび動力臨時定額接続送電サービス（以下「定額接続送電サービス」といいます。）の場合または 31（電力および電力量の算定）(27)の場合，その供給地点の属する検針区域の検針日

(ハ) 電灯臨時定額接続送電サービスまたは動力臨時定額接続送電サービスで応当日（その供給地点を新たに設定した日に対応する日をいいます。）にもとづき料金算定期間を定める場合，応当日

(ニ) 28（検針日）(5)の場合，実際に検針を行なった日

(ホ) 契約者が供給地点を消滅させる場合，消滅日（特別の事情があり，その供給地点の消滅日以降に計量値の確認を行なった場合は，その日といたします。）

(ヘ) 31（電力および電力量の算定）(31)の場合，電力量または最大需要電力等が協議によって定められた日

(ト) 当社が分割接続供給を行なう供給地点において，いずれかの契約者に係る接続供給契約が消滅した場合，消滅日（特別の事情があり，その接続供給契約の消滅日以降に計量値の確認を行なった場合は，その日といたします。）

(2) 発電契約者に係る料金

発電契約者に係る料金は，23（発電量調整受電計画差対応電力）によって算定された発電量調整受電計画差対応補給電力料金および発電量調整受電計画差対応余剰電力料金ならびに 26（給電指令時補給電力）(2)によって算定された給電指令時補給電力料金といたします。

(3)　発電者に係る料金

イ　発電者に係る料金は，ロによって算定された系統連系受電サービス料金といたします。

ロ　系統連系受電サービス料金は，22（系統連系受電サービス）によって，(ｲ)，(ﾛ)，(ﾊ)または(ﾆ)に定める日（以下「受電側料金算定日」といいます。）に算定いたします。

(ｲ)　検 針 日

(ﾛ)　28（検針日）(5)の場合，実際に検針を行なった日

(ﾊ)　発電契約者が受電地点を消滅させる場合，消滅日（特別の事情があり，その受電地点の消滅日以降に計量値の確認を行なった場合は，その日といたします。）

(ﾆ)　31（電力および電力量の算定）(31)の場合，電力量または最大連系電力等が協議によって定められた日

ただし，その 1 月の発電設備等に係る供給地点における供給側料金算定日が受電側料金算定日の翌日以降となる場合は供給側料金算定日を受電側料金算定日といたします。

(4)　需要抑制契約者に係る料金

需要抑制契約者に係る料金は，25（需要抑制量調整受電計画差対応電力）によって算定された需要抑制量調整受電計画差対応補給電力料金および需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力料金といたします。

19　接続送電サービス

(1)　適 用 範 囲

小売電気事業，特定送配電事業または自己等への電気の供給の用に供する電気に適用いたします。

(2)　接続送電サービス契約電力等

電灯定額接続送電サービスの適用を受ける場合を除き，接続送電サービス契約電力，接続送電サービス契約電流または接続送電サービス契約容量は，次によって供給地点ごとに定めます。

なお，分割接続供給の場合は，それぞれの契約者に係る接続送電サービス契約電力とあわせて，33（料金の算定）(12)にもとづき料金の調整を行なうために，1 供給地点につ

き，1 接続送電サービスを適用したときの接続送電サービス契約電力を定めます。

イ　低圧で供給する場合，または高圧で供給する場合で，接続送電サービス契約電力（分割接続供給の場合は，1 供給地点につき，1 接続送電サービスを適用したときの接続送電サービス契約電力といたします。）が 500 キロワット未満となるとき。

(イ)　各月の接続送電サービス契約電力は，次の場合を除き，その 1 月の最大需要電力等と前 11 月の最大需要電力等のうち，いずれか大きい値といたします。

a　新たに接続送電サービスを使用される場合は，料金適用開始の日以降 12 月の期間の各月の接続送電サービス契約電力は，その 1 月の最大需要電力等と料金適用開始の日から前月までの最大需要電力等のうち，いずれか大きい値といたします。ただし，新たに接続送電サービスを使用される前から引き続き当社の供給設備を利用される場合には，新たに接続送電サービスを使用される前の電気の供給は，接続送電サービス契約電力の決定上，接続送電サービスによって受けた供給とみなします。

b　需要場所における受電設備を増加される場合等で，増加された日を含む 1 月の増加された日以降の期間の最大需要電力等の値がその 1 月の増加された日の前日までの期間の最大需要電力等と前 11 月の最大需要電力等のうちいずれか大きい値を上回るときは，その 1 月の増加された日の前日までの期間の接続送電サービス契約電力は，その期間の最大需要電力等と前 11 月の最大需要電力等のうちいずれか大きい値とし，その 1 月の増加された日以降の期間の接続送電サービス契約電力は，その期間の最大需要電力等の値といたします。

c　需要場所における受電設備を減少される場合等で，1 年を通じての最大需要電力等が減少することが明らかなときは，減少された日を含む 1 月の減少された日の前日までの期間の接続送電サービス契約電力は，その期間の最大需要電力等と前 11 月の最大需要電力等のうちいずれか大きい値とし，減少された日以降 12 月の期間の各月の接続送電サービス契約電力（減少された日を含む 1 月の減少された日以降の期間については，その期間の接続送電サービス契約電力といたします。）は，需要場所における負荷設備および受電設備の内容，1 年間を通じての最大の負荷，同一業種の負荷率，操業度等を基準として，契約者と当社との協議によって定めた値といたします。ただし，減少された日以降 12 月の期間で，その 1 月の最大需要電力等と減少された日から前月までの最大需要電力等のうちいずれか大きい値が契約者と当社との協議によって定めた値を上回る場合（減少された日を含む 1 月の減少された日以降の期間については，その期間の最大需要電力等の値が契約者と当社との協議によって定めた値を上回る場合といたします。）は，接続

送電サービス契約電力は，その上回る最大需要電力等の値といたします。

(ﾛ) 低圧で供給する場合で，契約者が電灯または小型機器を使用する需要者に供給し，かつ，契約者が希望されるときは，(ｲ)にかかわらず，次により，接続送電サービス契約電流または接続送電サービス契約容量（6 キロボルトアンペア以上となるときに限ります。）を定め，接続送電サービス契約電力に代えて適用いたします。

a 接続送電サービス契約電流

(a) 接続送電サービス契約電流は，5 アンペア，10 アンペア，15 アンペア，20 アンペア，30 アンペア，40 アンペア，50 アンペアまたは 60 アンペアのいずれかとし，契約者の申出によって定めます。

(b) 当社は，接続送電サービス契約電流に応じて電流制限器その他の適当な装置（以下「電流制限器等」といいます。）または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし，契約者または需要者において使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が接続送電サービス契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には，当社は，電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。

b 接続送電サービス契約容量

接続送電サービス契約容量は，契約主開閉器の定格電流にもとづき，別表 3 (契約電力および契約容量の算定方法)により算定された値といたします。この場合，あらかじめ契約主開閉器を設定していただきます。

なお，当社は，契約主開閉器が制限できる電流を，必要に応じて確認いたします。

(ﾊ) 低圧で供給する場合で，契約者が動力を使用する需要者に供給し，かつ，契約者が希望されるときの接続送電サービス契約電力は，(ｲ)にかかわらず，契約主開閉器の定格電流にもとづき，別表 3（契約電力および契約容量の算定方法）により算定された値といたします。この場合，あらかじめ契約主開閉器を設定していただきます。

なお，当社は，契約主開閉器が制限できる電流を，必要に応じて確認いたします。

(ﾆ) (ｲ)の適用後 1 年に満たない場合は，(ﾛ)または(ﾊ)を適用いたしません。また，(ﾛ)または(ﾊ)の適用後 1 年に満たない場合は，(ｲ)を適用いたしません。

(ﾎ) 需要場所における主開閉器（低圧で供給する場合に限ります。），負荷設備または受電設備を変更される場合は，51（契約の変更）に準じて，あらかじめ申し出ていただきます。

(ﾍ) 分割接続供給の場合におけるそれぞれの契約者に係る接続送電サービス契約電力

は，次のとおりといたします。

a　15（供給および契約の単位）(2)イにより当社が分割接続供給を行なう場合

非需要追随供給者に係る接続送電サービス契約電力は，双方の契約者と当社との協議によって定め，需要追随供給者に係る接続送電サービス契約電力は，31（電力および電力量の算定）⑲ロ(イ)または(ロ)で定める最大需要電力等を用いて，イ(イ)に準じて定めます。

b　15（供給および契約の単位）(2)ロにより当社が分割接続供給を行なう場合

それぞれの契約者に係る接続送電サービス契約電力は，31（電力および電力量の算定）⑲ロ(ハ)で定める最大需要電力等を用いて，イ(イ)に準じて定めます。

ロ　高圧で供給する場合で，接続送電サービス契約電力（分割接続供給の場合は，1 供給地点につき，1 接続送電サービスを適用したときの接続送電サービス契約電力といたします。）が 500 キロワット以上となるときまたは特別高圧で供給する場合

接続送電サービス契約電力は，需要場所における負荷設備および受電設備の内容，1 年間を通じての最大の負荷，同一業種の負荷率，操業度等を基準として，契約者と当社との協議によって定めます。

なお，新たに接続送電サービスを使用される場合等で，適当と認められるときは，使用開始の日から 1 年間については，接続送電サービス契約電力がてい増する場合に限り，段階的に定めることがあります。

また，分割接続供給の場合におけるそれぞれの契約者に係る接続送電サービス契約電力は，それぞれの契約者と当社との協議によって定めます。

ハ　イ(イ)により接続送電サービス契約電力を定めている供給地点について，最大需要電力等が 500 キロワット以上となる場合は，接続送電サービス契約電力をロによってすみやかに定めることとし，それまでの間の接続送電サービス契約電力は，イ(イ)によって定めます。

ニ　高圧または特別高圧で供給する場合で，需要者の発電設備の検査，補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気をあわせて供給するときの接続送電サービス契約電力は，イ，ロまたはハにかかわらず，当該供給分以外の供給分につきイ，ロまたはハに準じて定めた値に，原則として需要者の発電設備の容量を基準として，契約者と当社との協議によって定めた値を加えたものといたします。

なお，当該供給分以外の供給分についてイ(イ)に準ずる場合で，需要場所における負荷設備または受電設備を変更されるときは，51（契約の変更）に準じて，あらかじめ申し出ていただきます。

また，分割接続供給の場合で，需要者の発電設備の検査，補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気をあわせて供給するときは，原則として，次のとおりといたします。

(イ)　15（供給および契約の単位）(2)イにより当社が分割接続供給を行なう場合

当該不足電力の補給にあてるための電気の供給は，需要追随供給者へ行なうものといたします。この場合，需要追随供給者に係る接続送電サービス契約電力は，イ，ロまたはハにかかわらず，当該供給分以外の供給分につきイ，ロまたはハに準じて定めた値に，原則として需要者の発電設備の容量を基準として，需要追随供給者と当社との協議によって定めた値を加えたものといたします。

(ロ)　15（供給および契約の単位）(2)ロにより当社が分割接続供給を行なう場合

当該不足電力の補給にあてるための電気の供給は，双方の契約者へ行なうものといたします。この場合，双方の契約者に係る接続送電サービス契約電力は，イ，ロまたはハにかかわらず，当該供給分以外の供給分につきイ，ロまたはハに準じて定めた値に，原則として需要者の発電設備の容量を基準として，それぞれの契約者と当社との協議によって定めた値（双方の契約者に係る接続送電サービスにおいて，同じ値といたします。）を加えたものといたします。

(3)　接続送電サービス料金

接続送電サービス料金は，供給地点ごとに，供給電圧および接続送電サービスの種別に応じて，次の各項により算定いたします。ただし，1 供給地点につき 2 以上の接続送電サービスをあわせて契約する場合または 1 接続送電サービスにつき 2 以上の供給地点となる場合の接続送電サービス料金は，接続送電サービスごとに算定いたします。

なお，分割接続供給の場合は，それぞれの契約者に係る接続送電サービス料金とあわせて，33（料金の算定）(12)にもとづき料金の調整を行なうために，1 供給地点につき，1 接続送電サービスを適用したときの接続送電サービス料金を算定いたします。

イ　低圧で供給する場合

(イ)　電灯定額接続送電サービス

a　適用範囲

契約者が電灯または小型機器を使用する需要者に供給する場合で，その総容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，各契約負荷設備ごとに別表 4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）が 400 ボルトアンペア以下であるときに適用いたします。

b　供給電気方式および供給電圧

供給電気方式および供給電圧は，交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトまたは 200

ボルトといたします。ただし，特別の事情がある場合には，交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとすることがあります。

c　契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

d　接続送電サービス料金

接続送電サービス料金は，電灯料金および小型機器料金の合計といたします。ただし，電灯料金または小型機器料金は，別表 5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表 5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表 5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表 5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表 5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表 5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

(a)　電灯料金

i　電灯料金は，各契約負荷設備ごとに 1 月につき次のとおりといたします。

10 ワットまでの 1 灯につき	41 円 61 銭
10 ワットをこえ 20 ワットまでの 1 灯につき	83 円 23 銭
20 ワットをこえ 40 ワットまでの 1 灯につき	166 円 45 銭
40 ワットをこえ 60 ワットまでの 1 灯につき	249 円 68 銭
60 ワットをこえ 100 ワットまでの 1 灯につき	416 円 13 銭
100 ワットをこえる 1 灯につき 50 ワットまでごとに	208 円 07 銭

ii　ネオン管灯，けい光灯，水銀灯等は，管灯および付属装置を一括して容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，別表 4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）を算定し，その容量につき 1 ボルトアンペアを 1 ワットとみなして電灯料金を適用いたします。

iii　多灯式けい光灯等は，その合計によって容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，別表 4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）を算定し，その容量につき 1 ボルトアンペアを 1 ワットとみなして電灯料金を適用いたします。

(b)　小型機器料金

小型機器料金は，各契約負荷設備ごとにその容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，別表 4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）に応じ 1 月につき次のとおりといたします。

50 ボルトアンペアまでの 1 機器につき	124 円 29 銭
50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペアまでの 1 機器につき	248 円 59 銭
100 ボルトアンペアをこえる 1 機器につき 50 ボルトアンペアまでごとに	124 円 29 銭

e　その他

(a)　当社は，必要に応じて電流制限器を取り付けます。

(b)　特別の事情がある場合は，契約者と当社との協議によって，(ロ) a (c)，(ハ) a または(ニ) a にかかわらず，電灯標準接続送電サービス，電灯時間帯別接続送電サービスまたは電灯従量接続送電サービス（自己等への電気の供給の用に供する接続供給の場合に限ります。）を適用することがあります。

(ロ)　電灯標準接続送電サービス

a　適用範囲

契約者が電灯または小型機器を使用する需要者に供給する場合で，次のいずれにも該当するときに適用いたします。

(a)　(2)イ(イ)により接続送電サービス契約電力を定める場合は接続送電サービス契約電力が原則として 50 キロワット未満であり，(2)イ(ロ) b により接続送電サービス契約容量を定める場合は接続送電サービス契約容量が原則として 50 キロボルトアンペア未満であること。

(b)　1 需要場所において，動力標準接続送電サービス，動力時間帯別接続送電サービスまたは動力従量接続送電サービスとあわせて契約する場合は，接続送電サービス契約電力の合計または接続送電サービス契約電力と接続送電サービス契約電流もしくは接続送電サービス契約容量との合計（この場合，10 アンペアおよび 1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。）が原則として 50 キロワット未満であること。

(c)　電灯定額接続送電サービスを適用できないこと。

ただし，契約者が希望され，かつ，電気の使用状態，当社の供給設備の状況等から当社が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めた場合は，(a)

および(c)に該当し，かつ，(b)の接続送電サービス契約電力の合計または接続送電サービス契約電力と接続送電サービス契約電流もしくは接続送電サービス契約容量との合計（この場合，10 アンペアおよび 1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。）が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合，当社は，需要者の土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

b　供給電気方式および供給電圧

供給電気方式および供給電圧は，交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトといたします。ただし，技術上やむをえない場合には，交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

c　接続送電サービス料金

接続送電サービス料金は，基本料金および電力量料金の合計といたします。ただし，電力量料金は，別表 5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表 5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表 5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ヘによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表 5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表 5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表 5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ヘによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

(a)　基本料金

基本料金は，1 月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。

i　(2)イ(イ)により接続送電サービス契約電力を定める場合

接続送電サービス契約電力 1 キロワットにつき	276 円 10 銭

ただし，接続送電サービス契約電力が 0.5 キロワットの場合の基本料金は，接続送電サービス契約電力が 1 キロワットの場合の基本料金の半額といたします。

ii　(2)イ(ロ)により接続送電サービス契約電流または接続送電サービス契約容量を定める場合

接続送電サービス契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	221 円 10 銭

ただし，(2)イ(ロ) a により接続送電サービス契約電流を定める場合は，基本料金の算定上，10 アンペアを 1 キロボルトアンペアとみなします。また，接続送電サービス契約電流が 5 アンペアまたは 15 アンペアの場合の基本料金は，次のとおりといたします。

接続送電サービス契約電流 5 アンペア	110 円 55 銭
接続送電サービス契約電流 15 アンペア	331 円 65 銭

(b) 電力量料金

電力量料金は，その 1 月の接続供給電力量によって算定いたします。

1 キロワット時につき	7 円 90 銭

(ハ) 電灯時間帯別接続送電サービス

a 適用範囲

(ロ) a の適用範囲に該当し，契約者が希望される場合に適用いたします。

b 供給電気方式および供給電圧

供給電気方式および供給電圧は，交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトといたします。ただし，技術上やむをえない場合には，交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

c 接続送電サービス料金

接続送電サービス料金は，基本料金および電力量料金の合計といたします。ただし，電力量料金は，別表 5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表 5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表 5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表 5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表 5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表 5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

(a) 基本料金

基本料金は，1 月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を

使用しない場合の基本料金は，半額といたします。

ⅰ　(2)イ(イ)により接続送電サービス契約電力を定める場合

接続送電サービス契約電力 1 キロワットにつき	276 円 10 銭

ただし，接続送電サービス契約電力が 0.5 キロワットの場合の基本料金は，接続送電サービス契約電力が 1 キロワットの場合の基本料金の半額といたします。

ⅱ　(2)イ(ロ)により接続送電サービス契約電流または接続送電サービス契約容量を定める場合

接続送電サービス契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	221 円 10 銭

ただし，(2)イ(ロ) a により接続送電サービス契約電流を定める場合は，基本料金の算定上，10 アンペアを 1 キロボルトアンペアとみなします。また，接続送電サービス契約電流が 5 アンペアまたは 15 アンペアの場合の基本料金は，次のとおりといたします。

接続送電サービス契約電流 5 アンペア	110 円 55 銭
接続送電サービス契約電流 15 アンペア	331 円 65 銭

(b)　電力量料金

電力量料金は，その 1 月の時間帯別の接続供給電力量によって算定いたします。

ⅰ　昼間時間

1 キロワット時につき	8 円 27 銭

ⅱ　夜間時間

1 キロワット時につき	7 円 43 銭

(ニ)　電灯従量接続送電サービス

a　適用範囲

(ロ) a の適用範囲に該当し，自己等への電気の供給の用に供する接続供給の場合で，契約者が希望されるときに適用いたします。

b　供給電気方式および供給電圧

供給電気方式および供給電圧は，交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは

200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトといたします。ただし，技術上やむをえない場合には，交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

c　接続送電サービス料金

接続送電サービス料金は,その 1 月の接続供給電力量によって算定いたします。ただし，別表 5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表 5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表 5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし,別表 5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表 5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表 5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

1 キロワット時につき	12 円 42 銭

(ホ)　動力標準接続送電サービス

a　適用範囲

契約者が動力を使用する需要者に供給する場合で，次のいずれにも該当するときに適用いたします。

(a)　接続送電サービス契約電力が原則として 50 キロワット未満であること。

(b)　1 需要場所において，電灯標準接続送電サービス，電灯時間帯別接続送電サービスまたは電灯従量接続送電サービスとあわせて契約する場合は，接続送電サービス契約電力の合計または接続送電サービス契約電力と接続送電サービス契約電流もしくは接続送電サービス契約容量との合計（この場合，10 アンペアおよび 1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。）が原則として 50 キロワット未満であること。

ただし，契約者が希望され，かつ，電気の使用状態，当社の供給設備の状況等から当社が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めた場合は，(a)に該当し，かつ，(b)の接続送電サービス契約電力の合計または接続送電サービス契約電力と接続送電サービス契約電流もしくは接続送電サービス契約容量との合計（この場合，10 アンペアおよび 1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。）が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合，当社は，需要者の土地または建物に変圧器等の供給設備を施設すること

があります。

b　供給電気方式および供給電圧

供給電気方式および供給電圧は，交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトといたします。ただし，技術上やむをえない場合には，交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとすることがあります。

c　接続送電サービス料金

接続送電サービス料金は，基本料金および電力量料金の合計といたします。ただし，電力量料金は，別表 5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表 5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表 5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表 5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表 5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表 5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

(a)　基本料金

基本料金は，1 月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。

i　(2)イ(イ)により接続送電サービス契約電力を定める場合

接続送電サービス契約電力 1 キロワットにつき	618 円 20 銭

ただし，接続送電サービス契約電力が 0.5 キロワットの場合の基本料金は，接続送電サービス契約電力が 1 キロワットの場合の基本料金の半額といたします。

ii　(2)イ(ハ)により接続送電サービス契約電力を定める場合

接続送電サービス契約電力 1 キロワットにつき	370 円 70 銭

ただし，接続送電サービス契約電力が 0.5 キロワットの場合の基本料金は，接続送電サービス契約電力が 1 キロワットの場合の基本料金の半額といたします。

(b)　電力量料金

電力量料金は，その 1 月の接続供給電力量によって算定いたします。

1キロワット時につき	4円22銭

(c) その他

接続供給電力量が僅少であるため計量できないことが見込まれる場合等特別の事情がある場合で,当社が適当と認めるときは,基本料金のみといたします。

d その他

変圧器，発電設備等その他を介して，電灯または小型機器を使用することはできません。

(ヘ) 動力時間帯別接続送電サービス

a 適用範囲

(ホ) a の適用範囲に該当し，契約者が希望される場合に適用いたします。

b 供給電気方式および供給電圧

供給電気方式および供給電圧は，交流3相3線式標準電圧200ボルトといたします。ただし，技術上やむをえない場合には，交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとすることがあります。

c 接続送電サービス料金

接続送電サービス料金は，基本料金および電力量料金の合計といたします。ただし，電力量料金は，別表5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は,別表5(離島ユニバーサルサービス調整)(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

(a) 基本料金

基本料金は，1月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。

i (2)イ(イ)により接続送電サービス契約電力を定める場合

接続送電サービス契約電力1キロワットにつき	618円20銭

ただし,接続送電サービス契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は,

接続送電サービス契約電力が 1 キロワットの場合の基本料金の半額といたします。

ii　(2)イ(ハ)により接続送電サービス契約電力を定める場合

接続送電サービス契約電力 1 キロワットにつき	370 円 70 銭

ただし,接続送電サービス契約電力が 0.5 キロワットの場合の基本料金は,接続送電サービス契約電力が 1 キロワットの場合の基本料金の半額といたします。

(b)　電力量料金

電力量料金は，その 1 月の時間帯別の接続供給電力量によって算定いたします。

i　昼間時間

1 キロワット時につき	4 円 42 銭

ii　夜間時間

1 キロワット時につき	4 円 02 銭

(c)　その他

接続供給電力量が僅少であるため計量できないことが見込まれる場合等特別の事情がある場合で,当社が適当と認めるときは,基本料金のみといたします。

d　その他

変圧器，発電設備等その他を介して，電灯または小型機器を使用することはできません。

(ト)　動力従量接続送電サービス

a　適用範囲

(ホ) a の適用範囲に該当し，自己等への電気の供給の用に供する接続供給の場合で，契約者が希望されるときに適用いたします。

b　供給電気方式および供給電圧

供給電気方式および供給電圧は，交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトといたします。ただし，技術上やむをえない場合には，交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとすることがあります。

c　接続送電サービス料金

接続送電サービス料金は,その 1 月の接続供給電力量によって算定いたします。ただし，別表 5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表 5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表 5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし,別表 5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表 5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表 5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

1 キロワット時につき	14 円 36 銭

d　その他

変圧器，発電設備等その他を介して，電灯または小型機器を使用することはできません。

ロ　高圧で供給する場合

(ｲ)　高圧標準接続送電サービス

a　適用範囲

接続送電サービス契約電力（分割接続供給の場合は，1 供給地点につき，1 接続送電サービスを適用したときの接続送電サービス契約電力といたします。）が原則として 50 キロワット以上であり，かつ，2,000 キロワット未満である場合に適用いたします。ただし，特別の事情がある場合で，契約者の希望があるときは，接続送電サービス契約電力が 50 キロワット未満である場合についても適用することがあります。

b　供給電気方式および供給電圧

供給電気方式および供給電圧は，交流 3 相 3 線式標準電圧 6,000 ボルトといたします。

c　接続送電サービス料金

接続送電サービス料金は，基本料金および電力量料金の合計といたします。ただし，基本料金は，ニによって力率割引または割増しをする場合は，力率割引または割増しをしたものといたします。また，電力量料金は，別表 5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表 5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表 5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサ

ルサービス調整額を差し引いたものとし，別表 5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表 5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表 5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ヘによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

(a) 基本料金

基本料金は，1 月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合（予備送電サービスによって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は，半額といたします。また，当社が分割接続供給を行なう供給地点において，33（料金の算定）(12)にもとづき料金の調整を行なうために算定する，1 供給地点につき，1 接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービスの基本料金は，双方の契約者に係る接続送電サービスにおいて，まったく電気を使用しないとき（予備送電サービスによって電気を使用したときを除きます。）に限り，半額といたします。

なお，(2)ニによって接続送電サービス契約電力を定める供給地点において電気を使用された場合で，需要者の発電設備の検査，補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気をまったく使用しないときは，当該供給分に相当する基本料金は，半額といたします。ただし，当社が分割接続供給を行なう供給地点において，33（料金の算定）(12)にもとづき料金の調整を行なうために算定する，1 供給地点につき，1 接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービスにおける当該供給分に相当する基本料金は，双方の契約者に係る接続送電サービスにおいて，需要者の発電設備の検査，補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気をまったく使用しないときに限り，半額といたします。

また，その 1 月に前月から継続して需要者の発電設備の検査，補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気の供給を受けた期間がある場合で，その期間が前月の当該電気の供給を受けなかった期間を上回らないときは，その期間における当該電気の供給は，前月におけるものとみなします。

接続送電サービス契約電力 1 キロワットにつき	792 円 00 銭

(b) 電力量料金

電力量料金は，その 1 月の接続供給電力量によって算定いたします。

1 キロワット時につき	2 円 17 銭

(ロ) 高圧時間帯別接続送電サービス

a 適用範囲

(イ) a の適用範囲に該当し，契約者が希望される場合に適用いたします。

b 供給電気方式および供給電圧

供給電気方式および供給電圧は，交流 3 相 3 線式標準電圧 6,000 ボルトといたします。

c 接続送電サービス料金

接続送電サービス料金は，基本料金および電力量料金の合計といたします。ただし，基本料金は，ニによって力率割引または割増しをする場合は，力率割引または割増しをしたものといたします。また，電力量料金は，別表 5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表 5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表 5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ヘによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表 5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表 5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表 5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ヘによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

(a) 基本料金

基本料金は，1 月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合（予備送電サービスによって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は，半額といたします。また，当社が分割接続供給を行なう供給地点において，33（料金の算定）(12)にもとづき料金の調整を行なうために算定する，1 供給地点につき，1 接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービスの基本料金は，双方の契約者に係る接続送電サービスにおいて，まったく電気を使用しないとき(予備送電サービスによって電気を使用したときを除きます。)に限り，半額といたします。

なお，(2)ニによって接続送電サービス契約電力を定める供給地点において電気を使用された場合で，需要者の発電設備の検査，補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気をま

ったく使用しないときは，当該供給分に相当する基本料金は，半額といたします。ただし，当社が分割接続供給を行なう供給地点において，33（料金の算定）⑿にもとづき料金の調整を行なうために算定する，1供給地点につき，1接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービスにおける当該供給分に相当する基本料金は，双方の契約者に係る接続送電サービスにおいて，需要者の発電設備の検査，補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気をまったく使用しないときに限り，半額といたします。

また，その1月に前月から継続して需要者の発電設備の検査，補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気の供給を受けた期間がある場合で，その期間が前月の当該電気の供給を受けなかった期間を上回らないときは，その期間における当該電気の供給は，前月におけるものとみなします。

接続送電サービス契約電力1キロワットにつき	792円00銭

（b） 電力量料金

電力量料金は，その1月の時間帯別の接続供給電力量によって算定いたします。

ⅰ 昼間時間

1キロワット時につき	2円29銭

ⅱ 夜間時間

1キロワット時につき	2円00銭

(ハ) 高圧従量接続送電サービス

a 適用範囲

(イ) aの適用範囲に該当し，自己等への電気の供給の用に供するための接続供給の場合で，契約者が希望されるときに適用いたします。

b 供給電気方式および供給電圧

供給電気方式および供給電圧は，交流3相3線式標準電圧6,000ボルトといたします。

c 接続送電サービス料金

接続送電サービス料金は，その1月の接続供給電力量によって算定いたします。

ただし，別表 5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表 5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表 5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表 5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表 5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表 5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

1 キロワット時につき	15 円 15 銭

ハ　特別高圧で供給する場合

(イ)　特別高圧標準接続送電サービス

a　適用範囲

接続送電サービス契約電力（分割接続供給の場合は，1 供給地点につき，1 接続送電サービスを適用したときの接続送電サービス契約電力といたします。）が原則として 2,000 キロワット以上である場合に適用いたします。

b　供給電気方式および供給電圧

供給電気方式は，交流 3 相 3 線式とし，供給電圧は，接続送電サービス契約電力（分割接続供給の場合は，1 供給地点につき，1 接続送電サービスを適用したときの接続送電サービス契約電力といたします。）に応じて次のとおりといたします。

接続送電サービス契約電力 10,000 キロワット未満	標準電圧 30,000 ボルト
接続送電サービス契約電力 10,000 キロワット以上	標準電圧 60,000 ボルト

c　接続送電サービス料金

接続送電サービス料金は，基本料金および電力量料金の合計といたします。ただし，基本料金は，ニによって力率割引または割増しをする場合は，力率割引または割増しをしたものといたします。また，電力量料金は，別表 5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表 5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表 5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表 5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表 5（離島ユニバーサルサー

ビス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

(a) 基本料金

基本料金は，1 月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合（予備送電サービスによって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は，半額といたします。また，当社が分割接続供給を行なう供給地点において，33（料金の算定）⑿にもとづき料金の調整を行なうために算定する，1 供給地点につき，1 接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービスの基本料金は，双方の契約者に係る接続送電サービスにおいて，まったく電気を使用しないとき(予備送電サービスによって電気を使用したときを除きます。)に限り，半額といたします。

なお,(2)ニによって接続送電サービス契約電力を定める供給地点において電気を使用された場合で，需要者の発電設備の検査，補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気をまったく使用しないときは，当該供給分に相当する基本料金は，半額といたします。ただし，当社が分割接続供給を行なう供給地点において，33（料金の算定）⑿にもとづき料金の調整を行なうために算定する，1 供給地点につき，1 接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービスにおける当該供給分に相当する基本料金は，双方の契約者に係る接続送電サービスにおいて，需要者の発電設備の検査，補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気をまったく使用しないときに限り，半額といたします。

また，その 1 月に前月から継続して需要者の発電設備の検査，補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気の供給を受けた期間がある場合で，その期間が前月の当該電気の供給を受けなかった期間を上回らないときは，その期間における当該電気の供給は，前月におけるものとみなします。

接続送電サービス契約電力 1 キロワットにつき	503 円 80 銭

(b) 電力量料金

電力量料金は，その 1 月の接続供給電力量によって算定いたします。

1キロワット時につき	0円92銭

(ロ) 特別高圧時間帯別接続送電サービス

a 適用範囲

(イ) a の適用範囲に該当し，契約者が希望される場合に適用いたします。

b 供給電気方式および供給電圧

供給電気方式は，交流3相3線式とし，供給電圧は，接続送電サービス契約電力（分割接続供給の場合は，1供給地点につき，1接続送電サービスを適用したときの接続送電サービス契約電力といたします。）に応じて次のとおりといたします。

接続送電サービス契約電力10,000キロワット未満	標準電圧30,000ボルト
接続送電サービス契約電力10,000キロワット以上	標準電圧60,000ボルト

c 接続送電サービス料金

接続送電サービス料金は，基本料金および電力量料金の合計といたします。ただし，基本料金は，ニによって力率割引または割増しをする場合は，力率割引または割増しをしたものといたします。また，電力量料金は，別表 5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ヘによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表 5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ヘによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

(a) 基本料金

基本料金は，1 月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合（予備送電サービスによって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は，半額といたします。また，当社が分割接続供給を行なう供給地点において，33（料金の算定）(12)にもとづき料金の調整を行なうために算定する，1供給地点につき，1接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービスの基本料金は，双方の契約者に係る接続送電サービスにおいて，まったく電気を使用しないとき(予備送電サービスによって電気を使用したときを除きます。)

に限り，半額といたします。

なお，(2)ニによって接続送電サービス契約電力を定める供給地点において電気を使用された場合で，需要者の発電設備の検査，補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気をまったく使用しないときは，当該供給分に相当する基本料金は，半額といたします。ただし，当社が分割接続供給を行なう供給地点において，33（料金の算定）⑿にもとづき料金の調整を行なうために算定する，1供給地点につき，1接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービスにおける当該供給分に相当する基本料金は，双方の契約者に係る接続送電サービスにおいて，需要者の発電設備の検査，補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気をまったく使用しないときに限り，半額といたします。

また，その1月に前月から継続して需要者の発電設備の検査，補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気の供給を受けた期間がある場合で，その期間が前月の当該電気の供給を受けなかった期間を上回らないときは，その期間における当該電気の供給は，前月におけるものとみなします。

接続送電サービス契約電力1キロワットにつき	503円80銭

(b) 電力量料金

電力量料金は，その1月の時間帯別の接続供給電力量によって算定いたします。

i 昼間時間

1キロワット時につき	0円97銭

ii 夜間時間

1キロワット時につき	0円87銭

(ハ) 特別高圧従量接続送電サービス

a 適用範囲

(イ) aの適用範囲に該当し，自己等への電気の供給の用に供するための接続供給の場合で，契約者が希望されるときに適用いたします。

b 供給電気方式および供給電圧

供給電気方式は，交流 3 相 3 線式とし，供給電圧は，接続送電サービス契約電力に応じて次のとおりといたします。

接続送電サービス契約電力 10,000 キロワット未満	標準電圧 30,000 ボルト
接続送電サービス契約電力 10,000 キロワット以上	標準電圧 60,000 ボルト

c　接続送電サービス料金

接続送電サービス料金は，その 1 月の接続供給電力量によって算定いたします。ただし，別表 5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表 5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表 5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ヘによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表 5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表 5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表 5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ヘによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

1 キロワット時につき	9 円 19 銭

ニ　力率割引および割増し

高圧または特別高圧で供給する場合の力率割引および割増しは，次のとおりといたします。

(イ)　力率は，供給地点ごとに，その 1 月のうち毎日午前 8 時から午後 10 時までの時間における平均力率（瞬間力率が進み力率となる場合には，その瞬間力率は，100 パーセントといたします。）といたします。この場合，平均力率は，別表 6（平均力率の算定）によって算定された値といたします。

なお，まったく電気を使用しないその 1 月の力率は，85 パーセントとみなします。

(ロ)　分割接続供給の場合は，33（料金の算定）(12)にもとづき料金の調整を行なうために，1 供給地点につき，1 接続送電サービスを適用したときの供給地点ごとの力率を，(イ)に準じて算定いたします。また，それぞれの契約者に係る接続送電サービスの力率は，1 供給地点につき，1 接続送電サービスを適用した場合の力率と同一の値といたします。ただし，その供給地点において，いずれかの契約者に係る接続送電サービスにおいて，まったく電気を使用しない場合は，当該接続送電サービスについては，その 1 月の力率を 85 パーセントとみなします。

(ハ)　力率が，85 パーセントを上回る場合は，その上回る 1 パーセントにつき，基本料

金（(2)ニによって接続送電サービス契約電力を定める供給地点において，需要者の発電設備の検査，補修または事故〔停電による停止等を含みます。〕により生じた不足電力の補給にあてるための電気をまったく使用しない場合は，当該供給分以外の供給分に相当する基本料金といたします。）を 1 パーセント割引し，85 パーセントを下回る場合は，その下回る 1 パーセントにつき，基本料金（(2)ニによって接続送電サービス契約電力を定める供給地点において，需要者の発電設備の検査，補修または事故〔停電による停止等を含みます。〕により生じた不足電力の補給にあてるための電気をまったく使用しない場合は，当該供給分以外の供給分に相当する基本料金といたします。）を 1 パーセント割増しいたします。

ホ　そ の 他

(ｲ)　接続送電サービス料金の計算における合計金額の単位は，1 円とし，その端数は，切り捨てます。

(ﾛ)　電灯時間帯別接続送電サービス，動力時間帯別接続送電サービス，高圧時間帯別接続送電サービスまたは特別高圧時間帯別接続送電サービス（以下「時間帯別接続送電サービス」といいます。）の適用後 1 年に満たない場合は，電灯標準接続送電サービス，動力標準接続送電サービス，高圧標準接続送電サービスもしくは特別高圧標準接続送電サービス（以下「標準接続送電サービス」といいます。）または電灯従量接続送電サービス，動力従量接続送電サービス，高圧従量接続送電サービスもしくは特別高圧従量接続送電サービス（以下「従量接続送電サービス」といいます。）を適用いたしません。また，従量接続送電サービスの適用後 1 年に満たない場合は，標準接続送電サービスまたは時間帯別接続送電サービスを適用いたしません。

(ﾊ)　時間帯別接続送電サービスまたは従量接続送電サービスから標準接続送電サービスに変更された後 1 年に満たない場合は，時間帯別接続送電サービスまたは従量接続送電サービスを適用いたしません。

(ﾆ)　(2)ニによって接続送電サービス契約電力を定める供給地点において，需要者の発電設備の検査，補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気を使用される場合は，使用開始の時刻と使用休止の時刻とをあらかじめ契約者から当社に通知していただきます。ただし，事故その他やむをえない場合は，使用開始後すみやかに契約者から当社に通知していただきます。

(ﾎ)　当社は，必要に応じて，需要者の発電設備の運転に関する記録を契約者から提出していただきます。

(ﾍ)　33（料金の算定）(12)にもとづき料金の調整を行なうための，1 供給地点につき，

1 接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービスの種別を定めた後 1 年に満たないときの取扱いは，(ロ)および(ハ)に準ずるものといたします。

(4)　1 年を通じての最大需要電力等が夜間時間に発生する場合の取扱い

高圧または特別高圧で供給する場合で，需要者が昼間時間から夜間時間への負荷移行を行なった結果，1 年を通じての最大需要電力等が夜間時間に発生し，かつ，契約者が標準接続送電サービスまたは時間帯別接続送電サービスの適用を受け，契約者と当社との協議がととのったときのその供給地点の各月の接続送電サービス料金は，(3)によって算定された金額からイによって算定された金額（以下「ピークシフト割引額」といいます。）を差し引いたものといたします。

イ　ピークシフト割引額

ピークシフト割引額は，1 月につき次の式により算定された金額といたします。ただし，まったく電気を使用しない場合（予備送電サービスによって電気を使用した場合を除きます。）のピークシフト割引額は，半額といたします。

ピークシフト割引額 ＝ 次に定める割引単価　×　ロのピークシフト電力

ピークシフト電力	高圧で供給する場合	673 円 20 銭
1 キロワットにつき	特別高圧で供給する場合	427 円 90 銭

ロ　ピークシフト電力

ピークシフト電力は，需要者の負荷移行により昼間時間から夜間時間に移行された増分電力をいい，その需要者の接続送電サービス契約電力からその需要者の 1 年を通じての昼間時間における接続供給電力の最大値を差し引いた値を上限として，夜間時間に移行する負荷設備の容量（キロワット）等にもとづき，あらかじめ契約者と当社との協議によって定めます。

なお，分割接続供給の場合は，それぞれの契約者に係るピークシフト電力とあわせて，33（料金の算定）⑿にもとづき料金の調整を行なうために，1 供給地点につき，1 接続送電サービスを適用したときのピークシフト電力を，あらかじめ双方の契約者と当社との協議によって定めます。

また，各月の昼間時間における接続供給電力の最大値の実績等から，ピークシフト電力が不適当と認められる場合には，すみやかにピークシフト電力を適正なものに変更していただきます。

ハ　1 年を通じて夜間時間に最大需要電力等が発生しないことが明らかになった場合等

については，本取扱いの適用をただちに解消いたします。

なお，それが本取扱い適用後1年に満たない場合は，既に適用したピークシフト割引額の合計金額を本取扱いの適用が解消された月の接続送電サービス料金に加算したものをその月の接続送電サービス料金として算定いたします。

20　臨時接続送電サービス

(1)　適 用 範 囲

契約使用期間が1年未満の場合において，小売電気事業，特定送配電事業または自己等への電気の供給の用に供する電気に適用いたします。ただし，毎年，一定期間を限り，反復使用するものには適用いたしません。

(2)　臨時接続送電サービス契約電力等

電灯臨時定額接続送電サービスの適用を受ける場合を除き，臨時接続送電サービス契約電流，臨時接続送電サービス契約容量または臨時接続送電サービス契約電力は，次によって供給地点ごとに定めます。

なお，分割接続供給の場合は，それぞれの契約者に係る臨時接続送電サービス契約電力とあわせて，33（料金の算定）(13)にもとづき料金の調整を行なうために，1供給地点につき，1 臨時接続送電サービスを適用したときの臨時接続送電サービス契約電力を定めます。

イ　低圧で供給する場合

(イ)　契約者が電灯または小型機器を使用する需要者に供給する場合

次のａまたはｂにより，臨時接続送電サービス契約電流または臨時接続送電サービス契約容量（6キロボルトアンペア以上となる場合に限ります。）を定めます。

ａ　臨時接続送電サービス契約電流

(a)　臨時接続送電サービス契約電流は，40アンペア，50アンペアまたは60アンペアのいずれかとし，契約者の申出によって定めます。

(b)　当社は，臨時接続送電サービス契約電流に応じて電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし，契約者または需要者において使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が臨時接続送電サービス契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には，当社は，電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。

ｂ　臨時接続送電サービス契約容量

(a)　臨時接続送電サービス契約容量は，契約負荷設備の総容量（入力といたしま

す。なお，出力で表示されている場合等は，各契約負荷設備ごとに別表 4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）に次の係数を乗じてえた値といたします。ただし，差込口の数と電気機器の数が異なる場合等特別の事情がある場合は，別表 7（契約負荷設備の総容量の算定）によって総容量を定めます。

最初の 6 キロボルトアンペアにつき	95 パーセント
次の 14 キロボルトアンペアにつき	85 パーセント
次の 30 キロボルトアンペアにつき	75 パーセント
50 キロボルトアンペアをこえる部分につき	65 パーセント

(b)　契約者が契約主開閉器により臨時接続送電サービス契約容量を定めることを希望される場合には，臨時接続送電サービス契約容量は，(a)にかかわらず，契約主開閉器の定格電流にもとづき，別表 3（契約電力および契約容量の算定方法）により算定された値といたします。この場合，契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。

なお，当社は，契約主開閉器が制限できる電流を，必要に応じて確認いたします。

(ロ)　契約者が動力を使用する需要者に供給する場合

次により，臨時接続送電サービス契約電力を定めます。

a　臨時接続送電サービス契約電力は，契約負荷設備の各入力（出力で表示されている場合等は，別表 4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）についてそれぞれ次の(a)の係数を乗じてえた値の合計に(b)の係数を乗じてえた値といたします。ただし，電気機器の試験用に電気を使用される場合等特別の事情がある場合は，その回路において使用される最大電流を制限できるしゃ断器その他の適当な装置を契約者または需要者に施設していただき，その容量を当該回路において使用される契約負荷設備の入力とみなします。この場合，その容量は別表 3（契約電力および契約容量の算定方法）に準じて算定し，(b)の係数を乗じないものといたします。

(a)　契約負荷設備のうち

最大の入力のものから	最初の 2 台の入力につき	100 パーセント
	次の 2 台の入力につき	95 パーセント
	上記以外のものの入力につき	90 パーセント

(b) (a)によってえた値の合計のうち

最初の 6 キロワットにつき	100 パーセント
次の 14 キロワットにつき	90 パーセント
次の 30 キロワットにつき	80 パーセント
50 キロワットをこえる部分につき	70 パーセント

b　契約者が契約主開閉器により臨時接続送電サービス契約電力を定めることを希望される場合には，臨時接続送電サービス契約電力は，a にかかわらず，契約主開閉器の定格電流にもとづき，別表 3（契約電力および契約容量の算定方法）により算定された値といたします。この場合，契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。

なお，当社は，契約主開閉器が制限できる電流を，必要に応じて確認いたします。

ロ　高圧または特別高圧で供給する場合

需要場所において使用される負荷設備および受電設備の内容，同一業種の負荷率，操業度等を基準として，契約者と当社との協議により供給地点ごとに臨時接続送電サービス契約電力（分割接続供給の場合は，1 供給地点につき，1 臨時接続送電サービスを適用したときの臨時接続送電サービス契約電力といたします。）を定めます。

なお，分割接続供給の場合におけるそれぞれの契約者に係る臨時接続送電サービス契約電力は，それぞれの契約者と当社との協議によって定めます。

(3)　臨時接続送電サービス料金

臨時接続送電サービス料金は，供給地点ごとに，供給電圧および臨時接続送電サービスの種別に応じて，次の各項により算定いたします。

なお，分割接続供給の場合は，それぞれの契約者に係る臨時接続送電サービス料金とあわせて，33（料金の算定）(13)にもとづき料金の調整を行なうために，1 供給地点につき，1 臨時接続送電サービスを適用したときの臨時接続送電サービス料金を算定いたします。

イ　低圧で供給する場合

(イ)　電灯臨時定額接続送電サービス

a　適用範囲

契約者が電灯または小型機器を使用する需要者に供給する場合で，その総容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，各契約負荷設備ごとに別表 4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）が

3 キロボルトアンペア以下であるときに適用いたします。

b　供給電気方式および供給電圧

供給電気方式および供給電圧は，交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトといたします。ただし，技術上やむをえない場合には，交流単相 2 線式標準電圧 200 ボルトまたは交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

c　臨時接続送電サービス料金

臨時接続送電サービス料金は，契約負荷設備の総容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，各契約負荷設備ごとに別表 4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）によって 1 日につき次のとおりといたします。ただし，別表 5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表 5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表 5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表 5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表 5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表 5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

総容量が 50 ボルトアンペアまでの場合	3 円 69 銭
総容量が 50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペアまでの場合	7 円 37 銭
総容量が 100 ボルトアンペアをこえ 500 ボルトアンペアまでの場合 100 ボルトアンペアまでごとに	7 円 37 銭
総容量が 500 ボルトアンペアをこえ 1 キロボルトアンペアまでの場合	73 円 74 銭
総容量が 1 キロボルトアンペアをこえ 3 キロボルトアンペアまでの場合 1 キロボルトアンペアまでごとに	73 円 74 銭

(ロ)　電灯臨時接続送電サービス

a　適用範囲

契約者が電灯または小型機器を使用する需要者に供給する場合で，次のいずれにも該当するときに適用いたします。

(a)　臨時接続送電サービス契約容量を定める場合は，臨時接続送電サービス契約

容量が原則として 50 キロボルトアンペア未満であること。

(b)　電灯臨時定額接続送電サービスを適用できないこと。

b　供給電気方式および供給電圧

供給電気方式および供給電圧は，交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトといたします。ただし，技術上やむをえない場合には，交流単相 2 線式標準電圧 200 ボルトまたは交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

c　臨時接続送電サービス料金

臨時接続送電サービス料金は,基本料金および電力量料金の合計といたします。ただし，電力量料金は，別表 5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表 5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表 5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表 5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表 5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表 5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

(a)　基本料金

基本料金は，1 月につき 19（接続送電サービス）(3)イ(ロ) c (a) ii において適用される該当基本料金率の 10 パーセントを割増ししたものを適用いたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。

(b)　電力量料金

電力量料金は，その 1 月の接続供給電力量によって算定いたします。

1 キロワット時につき	8 円 69 銭

(ハ)　動力臨時定額接続送電サービス

a　適用範囲

契約者が動力を使用する需要者に供給する場合で，臨時接続送電サービス契約電力が 5 キロワット以下であるときに適用いたします。

b　供給電気方式および供給電圧

供給電気方式および供給電圧は，交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトといたします。ただし，技術上やむをえない場合には，交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボル

トとすることがあります。

c　臨時接続送電サービス料金

臨時接続送電サービス料金は，次のとおりといたします。ただし，臨時接続送電サービス契約電力が 0.5 キロワットの場合の臨時接続送電サービス料金は，臨時接続送電サービス契約電力が 1 キロワットの場合の該当料金の半額といたします。また，別表 5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表 5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表 5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表 5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表 5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表 5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

臨時接続送電サービス契約電力 1 キロワット 1 日につき	80 円 19 銭

d　その他

当社が適当と認める場合には，動力臨時接続送電サービスを適用することがあります。

(ニ)　動力臨時接続送電サービス

a　適用範囲

契約者が動力を使用する需要者に供給する場合で，臨時接続送電サービス契約電力が原則として 5 キロワットをこえ，50 キロワット未満であるときに適用いたします。

b　供給電気方式および供給電圧

供給電気方式および供給電圧は，交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトといたします。ただし，技術上やむをえない場合には，交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとすることがあります。

c　臨時接続送電サービス料金

臨時接続送電サービス料金は，基本料金および電力量料金の合計といたします。ただし，電力量料金は，別表 5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表 5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表 5（離島ユニバーサルサービス調

整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表 5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表 5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表 5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

(a) 基本料金

基本料金は，1 月につき 19（接続送電サービス）(3)イ(ホ) c (a) ii において適用される該当基本料金率の 20 パーセントを割増ししたものを適用いたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。

(b) 電力量料金

電力量料金は，その 1 月の接続供給電力量によって算定いたします。

1 キロワット時につき	5 円 07 銭

ロ 高圧で供給する場合

臨時接続送電サービスの種別は，高圧臨時接続送電サービスといたします。

(イ) 適用範囲

臨時接続送電サービス契約電力（分割接続供給の場合は，1 供給地点につき，1 臨時接続送電サービスを適用したときの臨時接続送電サービス契約電力といたします。）が原則として 50 キロワット以上であり，かつ，2,000 キロワット未満である場合に適用いたします。

(ロ) 供給電気方式および供給電圧

供給電気方式および供給電圧は，交流 3 相 3 線式標準電圧 6,000 ボルトといたします。

(ハ) 臨時接続送電サービス料金

臨時接続送電サービス料金は，基本料金および電力量料金の合計といたします。ただし，基本料金は，ニによって力率割引または割増しをする場合は，力率割引または割増しをしたものといたします。また，電力量料金は，別表 5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表 5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表 5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表 5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表 5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表 5（離島ユニバーサルサービス

調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

a　基本料金

基本料金は，1 月につき 19（接続送電サービス）(3)ロ(イ) c (a)において適用される該当基本料金率の 20 パーセントを割増ししたものを適用いたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。また，当社が分割接続供給を行なう供給地点において，33（料金の算定）(13)にもとづき料金の調整を行なうために算定する，1 供給地点につき，1 臨時接続送電サービスを適用した場合の臨時接続送電サービスの基本料金は，双方の契約者に係る臨時接続送電サービスにおいて，まったく電気を使用しないときに限り，半額といたします。

b　電力量料金

電力量料金は，その 1 月の接続供給電力量によって算定いたします。

1 キロワット時につき	2 円 60 銭

ハ　特別高圧で供給する場合

臨時接続送電サービスの種別は，特別高圧臨時接続送電サービスといたします。

(イ)　適用範囲

臨時接続送電サービス契約電力（分割接続供給の場合は，1 供給地点につき，1 臨時接続送電サービスを適用したときの臨時接続送電サービス契約電力といたします。）が原則として 2,000 キロワット以上である場合に適用いたします。

(ロ)　供給電気方式および供給電圧

供給電気方式は，交流 3 相 3 線式とし，供給電圧は，臨時接続送電サービス契約電力（分割接続供給の場合は，1 供給地点につき，1 臨時接続送電サービスを適用したときの臨時接続送電サービス契約電力といたします。）に応じて次のとおりといたします。

臨時接続送電サービス契約電力 10,000 キロワット未満	標準電圧 30,000 ボルト
臨時接続送電サービス契約電力 10,000 キロワット以上	標準電圧 60,000 ボルト

(ハ)　臨時接続送電サービス料金

臨時接続送電サービス料金は，基本料金および電力量料金の合計といたします。ただし，基本料金は，ニによって力率割引または割増しをする場合は，力率割引または割増しをしたものといたします。また，電力量料金は，別表 5（離島ユニバー

サルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表 5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表 5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表 5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表 5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表 5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

a　基本料金

基本料金は，1 月につき 19（接続送電サービス）(3)ハ(イ) c (a)において適用される該当基本料金率の 20 パーセントを割増ししたものを適用いたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。また，当社が分割接続供給を行なう供給地点において，33（料金の算定）(13)にもとづき料金の調整を行なうために算定する，1 供給地点につき，1 臨時接続送電サービスを適用した場合の臨時接続送電サービスの基本料金は，双方の契約者に係る臨時接続送電サービスにおいて，まったく電気を使用しないときに限り，半額といたします。

b　電力量料金

電力量料金は，その 1 月の接続供給電力量によって算定いたします。

1 キロワット時につき	1 円 11 銭

ニ　力率割引および割増し

高圧または特別高圧で供給する場合の力率割引および割増しは，19（接続送電サービス）(3)ニに準じて適用いたします。

ホ　そ の 他

臨時接続送電サービス料金の計算における合計金額の単位は，1 円とし，その端数は，切り捨てます。

(4)　そ　の　他

イ　当社は，原則として供給設備を常置いたしません。

ロ　契約使用期間満了後さらに継続して臨時接続送電サービスを利用することを希望される場合で，契約使用期間満了の日の翌日から新たに定める契約使用期間満了の日までが 1 年未満となるときは，臨時接続送電サービスを適用いたします。

ハ　その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，19（接続送電サービス）

に準ずるものといたします。ただし，19（接続送電サービス）(4)は，適用いたしません。

21　予備送電サービス

(1)　適 用 範 囲

高圧または特別高圧で受電または供給する場合で，19（接続送電サービス）を利用される契約者または発電契約者が受電地点および供給地点ごとに予備電線路の利用を希望される次の場合に適用いたします。

イ　予備送電サービスＡ

常時利用変電所から常時利用と同位の電圧で利用する場合

ロ　予備送電サービスＢ

常時利用変電所以外の変電所を利用する場合または常時利用変電所から常時利用と異なった電圧（高圧および特別高圧に限ります。）で利用する場合

(2)　予備送電サービス契約電力

予備送電サービス契約電力は，受電地点については当該受電地点における契約受電電力の値，供給地点については当該供給地点における接続送電サービス契約電力の値とし，受電地点および供給地点ごとに定めます。ただし，契約者または発電契約者に特別の事情がある場合で，契約者または発電契約者が契約受電電力または接続送電サービス契約電力の値と異なる予備送電サービス契約電力を希望されるときの予備送電サービス契約電力は，発電場所における発電設備等の出力および負荷の実情ならびに需要場所における１年間を通じての最大の負荷等負荷の実情に応じて，契約者または発電契約者と当社との協議により，受電地点および供給地点ごとに定めます。この場合の予備送電サービス契約電力は，原則として 50 キロワットを下回らないものといたします。

(3)　予備送電サービス料金

予備送電サービス料金は，供給地点ごとに，予備送電サービスの利用の有無にかかわらず，１月につき次のとおりといたします。

なお，供給地点における予備送電サービスによって使用した電気の電力量は，接続送電サービスによって使用した電気の電力量とみなします。

また，特別高圧で常時利用される供給地点で，高圧で予備送電サービスを利用される場合には，予備送電サービスの供給電圧は，常時利用される電圧と同位の電圧とみなします。この場合，予備送電サービス契約電力および予備送電サービスによって使用した電気の電力量は，予備送電サービス料金および接続送電サービス料金の算定上，常時利用される電圧と同位の電圧にするために修正したものといたします。

イ　予備送電サービスＡ

予備送電サービス契約電力 1キロワットにつき	高圧で供給する場合	96円80銭
	特別高圧で供給する場合	106円70銭

ロ　予備送電サービスＢ

予備送電サービス契約電力 1キロワットにつき	高圧で供給する場合	113円30銭
	特別高圧で供給する場合	134円20銭

(4)　力率割引および割増し

力率割引および割増しはいたしません。ただし，19（接続送電サービス）(3)ニの力率割引および割増しの適用上，供給地点における予備送電サービスによって使用した電気の電力量は，原則として接続送電サービスによって使用した電気の電力量とみなします。

(5)　そ　の　他

イ　予備送電サービス料金の計算における合計金額の単位は，1円とし，その端数は，切り捨てます。

ロ　受電地点の予備送電サービスは，他の発電量調整供給契約等と共用することができます。

ハ　当社が分割接続供給を行なう供給地点において，予備電線路の利用を希望される場合は，原則として，それぞれの契約者が適用している接続送電サービスごとに予備送電サービスを適用するものとし，それぞれの契約者に係る予備送電サービスの取扱いは，(1)，(2)，(3)，(4)，(5)イおよび(5)ロに準ずるものといたします。また，この場合は，33（料金の算定）(14)にもとづき料金の調整を行なうために，1供給地点につき，1予備送電サービスを適用したときの予備送電サービス料金をあわせて算定するものとし，当該予備送電サービスの取扱いは，(1)，(2)，(3)，(4)，(5)イおよび(5)ロに準ずるものといたします。

22　系統連系受電サービス

(1)　適 用 範 囲

小売電気事業，当社以外の一般送配電事業，特定送配電事業または自己等への電気の供給の用に供するために当社が受電する電気に適用いたします。ただし，当社との特定契約に係る電気には適用いたしません。

(2)　系統連系受電課金対象電力

各月の系統連系受電課金対象電力は，次によって受電地点ごとに，発電バランシング

グループごとに定めます。

イ　発電場所が 1 発電バランシンググループに属している場合

(イ)　発電設備等に係る供給地点において電灯定額接続送電サービスが適用されている場合

系統連系受電課金対象電力は，同時最大受電電力といたします。

(ロ)　(イ)以外の場合

系統連系受電課金対象電力は，同時最大受電電力から発電設備等に係る供給地点におけるその 1 月の接続送電サービス契約電力（発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は，1 接続送電サービスを適用したときのその 1 月の接続送電サービス契約電力といたします。）を差し引いた値といたします。ただし，差し引いた値が零を下回る場合の系統連系受電課金対象電力は，零といたします。

ロ　発電場所が複数の発電バランシンググループに属している場合

(イ)　発電設備等に係る供給地点において電灯定額接続送電サービスが適用されている場合

発電バランシンググループごとの系統連系受電課金対象電力は，同時最大受電電力を契約受電電力の比であん分してえた値といたします。

(ロ)　(イ)以外の場合

発電バランシンググループごとの系統連系受電課金対象電力は，同時最大受電電力を契約受電電力の比であん分してえた値から，発電設備等に係る供給地点のその 1 月の接続送電サービス契約電力（発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は，1 接続送電サービスを適用したときのその 1 月の接続送電サービス契約電力といたします。）を契約受電電力の比であん分してえた値を差し引いた値といたします。ただし，差し引いた値が零を下回る場合の系統連系受電課金対象電力は，零といたします。

ハ　イおよびロにおいて，系統連系受電課金対象電力の算定上，次のものについても接続送電サービス契約電力 1 キロワットとみなします。

(イ)　臨時接続送電サービス契約電力（発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は，1 臨時接続送電サービスを適用したときの臨時接続送電サービス契約電力といたします。）1 キロワット

(ロ)　接続送電サービス契約電流または臨時接続送電サービス契約電流 10 アンペア

ただし，接続送電サービス契約電流が 5 アンペアの場合は，0.5 キロワットとみなし，15 アンペアの場合は，1.5 キロワットとみなします。

(ハ)　接続送電サービス契約容量または臨時接続送電サービス契約容量１キロボルトアンペア

(ニ)　電灯臨時定額接続送電サービスにおける契約負荷設備の総容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，各契約負荷設備ごとに別表４〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）１キロボルトアンペア

ただし，電灯臨時定額接続送電サービスにおける契約負荷設備の総容量の端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。

(ホ)　附則 3（揚水発電設備等が設置された需要場所に接続供給を行なう場合の特別措置）の適用を受けている場合の接続供給課金対象電力（揚水発電設備または蓄電池〔以下「揚水発電設備等」といいます。〕に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は，１接続送電サービスまたは１臨時接続送電サービスを適用したときの接続供給課金対象電力といたします。）１キロワット

(3)　系統連系受電サービス料金

系統連系受電サービス料金は，受電地点ごとに，発電バランシンググループごとに算定された基本料金および電力量料金の合計から系統設備効率化割引額を差し引いたものといたします。

イ　基 本 料 金

基本料金は，１月につき次のとおりといたします。ただし，まったく発電または放電しない場合（他の発電量調整供給契約等と同一計量する場合等は，その１月のすべての発電量調整供給等に係る発電量調整受電電力量等が零であるときに限ります。）の基本料金は，半額といたします。

系統連系受電課金対象電力１キロワットにつき	110 円 00 銭

ロ　電力量料金

電力量料金は，その１月の発電量調整受電電力量によって算定いたします。

１キロワット時につき	0 円 35 銭

ハ　系統設備効率化割引

系統設備効率化割引は，基幹系統設備効率化および送電ロス削減割引（以下「系統設備効率化割引Ａ」といいます。）および特別高圧系統設備効率化割引（以下「系統設備効率化割引Ｂ」といいます。）とし，受電地点ごとに，発電バランシンググループごとに，次により算定いたします。

(イ)　適　　用

a　系統設備効率化割引Ａ

受電地点について当社が選定した変電所等(以下「連系変電所等」といいます。)が割引対象変電所等（別表２〔系統設備効率化割引の対象変電所等〕(1)に定める割引区分Ａ－1，Ａ－2 またはＡ－3 に該当する変電所等といたします。）の場合に適用いたします。

なお，連系変電所等は，あらかじめ発電者にお知らせいたします。

b　系統設備効率化割引Ｂ

低圧または高圧で受電する場合で，連系変電所等が割引対象変電所等（別表 2〔系統設備効率化割引の対象変電所等〕(1)に定める割引区分Ｂ－1 またはＢ－2 に該当する変電所等といたします。）のときに適用いたします。

なお，連系変電所等は，あらかじめ発電者にお知らせいたします。

(ﾛ)　系統設備効率化割引単価

系統設備効率化割引単価は，ａの系統設備効率化割引Ａ単価およびｂの系統設備効率化割引Ｂ単価を合計した値といたします。

a　系統設備効率化割引Ａ単価

系統設備効率化割引Ａに係る単価とし，1 月につき次のとおりといたします。

(a)　受電電圧が標準電圧 100,000 ボルトをこえる場合

	連系変電所等	単　　価
系統連系受電課金対象電力1キロワットにつき	別表 2（系統設備効率化割引の対象変電所等）(1)の割引区分Ａ－1 の場合	59 円 40 銭
	別表 2（系統設備効率化割引の対象変電所等）(1)の割引区分Ａ－2 の場合	9 円 90 銭
	別表 2（系統設備効率化割引の対象変電所等）(1)の割引区分Ａ－3 の場合	4 円 95 銭

(b)　(a)以外の場合

	連系変電所等	単　　価
系統連系受電課金対象電力1キロワットにつき	別表 2（系統設備効率化割引の対象変電所等）(1)の割引区分Ａ－1 の場合	59 円 40 銭
	別表 2（系統設備効率化割引の対象変電所等）(1)の割引区分Ａ－2 の場合	19 円 80 銭
	別表 2（系統設備効率化割引の対象変電所等）(1)の割引区分Ａ－3 の場合	9 円 90 銭

b　系統設備効率化割引Ｂ単価

系統設備効率化割引Ｂに係る単価とし，1月につき次のとおりといたします。

	連系変電所等	単　　価
系統連系受電課金対象電力1キロワットにつき	別表 2（系統設備効率化割引の対象変電所等）(1)の割引区分Ｂ－1 の場合	42 円 90 銭
	別表 2（系統設備効率化割引の対象変電所等）(1)の割引区分Ｂ－2 の場合	13 円 20 銭

(ﾊ)　系統設備効率化割引額

系統設備効率化割引額は，(2)の系統連系受電課金対象電力に(ﾛ)の系統設備効率化割引単価を乗じてえた金額といたします。ただし，まったく発電または放電しない場合（他の発電量調整供給契約等と同一計量する場合等は，その 1 月のすべての発電量調整供給等に係る発電量調整受電電力量等が零であるときに限ります。）の系統設備効率化割引額は，半額といたします。

ニ　そ の 他

系統連系受電サービス料金の計算における合計金額の単位は，1 円とし，その端数は，切り捨てます。

23　発電量調整受電計画差対応電力

(1)　適　　用

発電バランシンググループにおいて，39（給電指令の実施等）(5)または(6)により補給される電気を使用されていないときに適用いたします。

(2)　発電量調整受電計画差対応電力

イ　発電量調整受電計画差対応補給電力

(ｲ)　適用範囲

30 分ごとの発電量調整受電電力量が，その 30 分の発電量調整受電計画電力量を下回る場合に生じた不足電力の補給にあてるための電気に適用いたします。

(ﾛ)　発電量調整受電計画差対応補給電力料金

発電量調整受電計画差対応補給電力料金は，30 分ごとの発電量調整受電計画差対応補給電力量に(ﾊ)の発電量調整受電計画差対応補給電力料金単価を適用してえられる金額のその 1 月の合計といたします。

(ﾊ)　発電量調整受電計画差対応補給電力料金単価

発電量調整受電計画差対応補給電力料金単価は，一般送配電事業託送供給等約款

料金算定規則（以下「託送供給等約款料金算定規則」といいます。）第 27 条にもとづきインバランス料金として算定される金額に消費税等相当額（消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。）を加えた金額とし，当社が 30 分ごとに設定するものといたします。

ロ　発電量調整受電計画差対応余剰電力

(イ)　適用範囲

30 分ごとの発電量調整受電電力量が，その 30 分の発電量調整受電計画電力量を上回る場合の送電超過分電力について，当社が購入する電気に適用いたします。

(ロ)　発電量調整受電計画差対応余剰電力料金

発電量調整受電計画差対応余剰電力料金は，30 分ごとの発電量調整受電計画差対応余剰電力量に(ハ)の発電量調整受電計画差対応余剰電力料金単価を適用してえられる金額のその 1 月の合計といたします。

(ハ)　発電量調整受電計画差対応余剰電力料金単価

発電量調整受電計画差対応余剰電力料金単価は，託送供給等約款料金算定規則第 27 条にもとづきインバランス料金として算定される金額に消費税等相当額を加えた金額とし，当社が 30 分ごとに設定するものといたします。

24　接続対象計画差対応電力

(1)　適　　用

39（給電指令の実施等）(4)により補給される電気を使用されていないときに適用いたします。

(2)　接続対象計画差対応電力

イ　接続対象計画差対応補給電力

(イ)　適用範囲

30 分ごとの接続対象電力量が，その 30 分の接続対象計画電力量を上回る場合に生じた不足電力の補給にあてるための電気に適用いたします。

(ロ)　接続対象計画差対応補給電力料金

接続対象計画差対応補給電力料金は，30 分ごとの接続対象計画差対応補給電力量に(ハ)の接続対象計画差対応補給電力料金単価を適用してえられる金額のその 1 月の合計といたします。

(ハ)　接続対象計画差対応補給電力料金単価

接続対象計画差対応補給電力料金単価は，託送供給等約款料金算定規則第 27 条

にもとづきインバランス料金として算定される金額に消費税等相当額を加えた金額とし，当社が 30 分ごとに設定するものといたします。

ロ　接続対象計画差対応余剰電力

(イ)　適用範囲

30 分ごとの接続対象電力量が，その 30 分の接続対象計画電力量を下回る場合の送電超過分電力について，当社が購入する電気に適用いたします。

(ロ)　接続対象計画差対応余剰電力料金

接続対象計画差対応余剰電力料金は，30 分ごとの接続対象計画差対応余剰電力量に(ハ)の接続対象計画差対応余剰電力料金単価を適用してえられる金額のその 1 月の合計といたします。

(ハ)　接続対象計画差対応余剰電力料金単価

接続対象計画差対応余剰電力料金単価は，託送供給等約款料金算定規則第 27 条にもとづきインバランス料金として算定される金額に消費税等相当額を加えた金額とし，当社が 30 分ごとに設定するものといたします。

25　需要抑制量調整受電計画差対応電力

(1)　適　　用

需要抑制バランシンググループに適用いたします。

(2)　需要抑制量調整受電計画差対応電力

イ　需要抑制量調整受電計画差対応補給電力

(イ)　適用範囲

30 分ごとの需要抑制量調整受電電力量が，その 30 分の需要抑制量調整受電計画電力量を下回る場合に生じた不足電力の補給にあてるための電気に適用いたします。

(ロ)　需要抑制量調整受電計画差対応補給電力料金

需要抑制量調整受電計画差対応補給電力料金は，30 分ごとの需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量に(ハ)の需要抑制量調整受電計画差対応補給電力料金単価を適用してえられる金額のその 1 月の合計といたします。

(ハ)　需要抑制量調整受電計画差対応補給電力料金単価

需要抑制量調整受電計画差対応補給電力料金単価は，託送供給等約款料金算定規則第 27 条にもとづきインバランス料金として算定される金額に消費税等相当額を加えた金額とし，当社が 30 分ごとに設定するものといたします。

ロ　需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力

(ｲ)　適用範囲

30 分ごとの需要抑制量調整受電電力量が，その 30 分の需要抑制量調整受電計画電力量を上回る場合の抑制超過分電力について，当社が購入する電気に適用いたします。

(ﾛ)　需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力料金

需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力料金は，30 分ごとの需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量に(ﾊ)の需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力料金単価を適用してえられる金額のその 1 月の合計といたします。

(ﾊ)　需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力料金単価

需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力料金単価は，託送供給等約款料金算定規則第 27 条にもとづきインバランス料金として算定される金額に消費税等相当額を加えた金額とし，当社が 30 分ごとに設定するものといたします。

26　給電指令時補給電力

(1)　契約者に係る給電指令時補給電力料金

イ　適 用 範 囲

39（給電指令の実施等）(4)により補給される電気を使用されているときに適用いたします。

ロ　給電指令時補給電力料金

給電指令時補給電力料金は，ハに定める 30 分ごとの給電指令時補給電力量にニの給電指令時補給電力料金単価を適用してえられる金額のその 1 月の合計といたします。

ハ　給電指令時補給電力量

給電指令時補給電力量は，給電指令等の間，31（電力および電力量の算定）(22)により 30 分ごとに算定された値といたします。

ニ　給電指令時補給電力料金単価

給電指令時補給電力料金単価は，託送供給等約款料金算定規則第 27 条にもとづきインバランス料金として算定される金額に消費税等相当額を加えた金額とし，当社が 30 分ごとに設定するものといたします。

(2)　発電契約者に係る給電指令時補給電力料金

イ　適 用 範 囲

39（給電指令の実施等）(5)または(6)により補給される電気を使用されているときに，補給される電気を使用する発電バランシンググループに適用いたします。

ロ　給電指令時補給電力料金

給電指令時補給電力料金は，ハに定める 30 分ごとの給電指令時補給電力量にニの給電指令時補給電力料金単価を適用してえられる金額のその 1 月の合計といたします。

ハ　給電指令時補給電力量

給電指令時補給電力量は，給電指令等の間，31（電力および電力量の算定）⑳により 30 分ごとに算定された値といたします。

ニ　給電指令時補給電力料金単価

給電指令時補給電力料金単価は，託送供給等約款料金算定規則第 27 条にもとづきインバランス料金として算定される金額に消費税等相当額を加えた金額とし，当社が 30 分ごとに設定するものといたします。ただし，39（給電指令の実施等）(2)ホの場合で，当社の電力系統における電気の潮流が系統安定度等にもとづき算定される運用可能な容量を超過し，または超過するおそれがある場合に出力の抑制を実施することを前提として連系を行なった発電設備等（以下「ノンファーム電源」といいます。）に対して出力の抑制を実施したときは，39（給電指令の実施等）(5)により補給される電気を使用されているときの翌日取引を行なうための卸電力取引市場における 30 分ごとの売買取引の価格（売買取引に係る電力の受渡しが連系設備の送電容量等による制限を受けるものとして当社の供給区域において売買取引を行なうものに限ります。）に消費税等相当額を加えた金額とし，当社が 30 分ごとに設定するものといたします。また，当社が指定する要件を有する発電設備等またはノンファーム電源以外の発電設備等（以下「ファーム電源」といいます。）であって別途当社と給電指令時補給電力料金に関する契約を締結する設備については，当該契約によるものといたします。

Ⅳ　料金の算定および支払い

27　料金の適用開始の時期

接続供給に係る料金は，当社所定の様式に記載された接続供給の開始日から適用し，発電量調整供給に係る料金は，当社所定の様式に記載された発電量調整供給の開始日から適用し，需要抑制量調整供給に係る料金は，当社所定の様式に記載された需要抑制量調整供給の開始日から適用いたします。ただし，接続供給，発電量調整供給もしくは需要抑制量調整供給の準備着手前に接続供給，発電量調整供給もしくは需要抑制量調整供給の開始延期の申入れがあった場合または契約者，発電契約者，需要抑制契約者，発電者もしくは需要者のいずれの責めともならない理由によって接続供給，発電量調整供給もしくは需要抑制量調整供給が開始されない場合は，あらためて契約者，発電契約者または需要抑制契約者と当社との協議によって定められた接続供給，発電量調整供給または需要抑制量調整供給の開始日から適用いたします。

28　検　　針　　日

検針日は，次により，実際に検針を行なった日または検針を行なったものとされる日といたします。

(1)　検針は，受電地点または供給地点ごとに当社があらかじめお知らせした日（当社が受電地点または供給地点の属する検針区域に応じて定めた毎月一定の日〔以下「検針の基準となる日」といいます。〕および休日等を考慮して定めます。）に，各月ごとに行ないます。

なお，高圧で受電もしくは供給する場合，または特別高圧で受電もしくは供給する場合の検針日は，当社が検針日を定める場合を除き，実際に検針を行なった日にかかわらず，毎月１日といたします。また，受電地点または供給地点が同一の発電場所または需要場所にある場合は，受電地点における検針日と供給地点における検針日は，原則として同一の日といたします。

(2)　発電者または需要者が不在等のため検針できなかった場合は，検針に伺った日に検針を行なったものといたします。

(3)　当社は，やむをえない事情のある場合には，(1)にかかわらず，当社があらかじめお知らせした日以外の日に検針を行なうことがあります。

(4)　当社は，次の場合には，(1)にかかわらず，各月ごとに検針を行なわないことがあります。

なお，当社は，ロの場合は，非常変災等の場合を除き，あらかじめ契約者または発電契約者の承諾をえるものといたします。

イ　契約者または発電契約者が受電地点または供給地点を新たに設定した日から，その直後の受電地点または供給地点の属する検針区域の検針日までの期間が短い場合

ロ　その他特別の事情がある場合

(5)　(3)の場合で，検針を行なったときは，当社があらかじめお知らせした日に検針を行なったものといたします。

(6)　(4)イの場合で，検針を行なわなかったときは，契約者または発電契約者が受電地点または供給地点を新たに設定した日の直後の受電地点または供給地点の属する検針区域の検針日に検針を行なったものといたします。

(7)　(4)ロの場合で，検針を行なわなかったときは，検針を行なわない月については，当社があらかじめお知らせした日に検針を行なったものといたします。

29　料金の算定期間

(1)　送電サービス料金の算定期間は，次によります。

イ　前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間（以下「供給側検針期間」といいます。）といたします。ただし，契約者が供給地点を新たに設定し，または供給地点を消滅させる場合の料金の算定期間は，その供給地点を新たに設定した日から直後の検針日の前日までの期間または直前の検針日から消滅日の前日までの期間といたします。

ロ　当社があらかじめ契約者に計量日（接続供給の場合，電力量または最大需要電力等が記録型計量器に記録される日をいいます。）をお知らせした場合は，イにかかわらず，前月の計量日から当月の計量日の前日までの期間（以下「供給側計量期間」といいます。）といたします。ただし，契約者が供給地点を新たに設定し，または供給地点を消滅させる場合の料金の算定期間は，その供給地点を新たに設定した日から直後の計量日の前日までの期間または直前の計量日から消滅日の前日までの期間といたします。

ハ　定額接続送電サービスの料金または 31（電力および電力量の算定）(27)の場合の送電サービス料金の算定期間は，イに準ずるものといたします。この場合，イにいう検針日は，その供給地点の属する検針区域の検針日といたします。ただし，電灯臨時定額接続送電サービスおよび動力臨時定額接続送電サービスの料金の算定期間は，その供給地点を新たに設定した日から翌月の応当日の前日までの期間，または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とすることがあります。

(2)　系統連系受電サービス料金の算定期間は，次によります。

イ　前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間（以下「受電側検針期間」といい

ます。）といたします。ただし，発電契約者が受電地点を新たに設定し，または受電地点を消滅させる場合の料金の算定期間は，その受電地点を新たに設定した日から直後の検針日の前日までの期間または直前の検針日から消滅日の前日までの期間といたします。

ロ　当社があらかじめ発電契約者および発電者に計量日（発電量調整供給の場合，電力量または最大連系電力等が記録型計量器に記録される日をいいます。）をお知らせした場合は，イにかかわらず，前月の計量日から当月の計量日の前日までの期間（以下「受電側計量期間」といいます。）といたします。ただし，発電契約者が受電地点を新たに設定し，または受電地点を消滅させる場合の料金の算定期間は，その受電地点を新たに設定した日から直後の計量日の前日までの期間または直前の計量日から消滅日の前日までの期間といたします。

(3)　発電量調整受電計画差対応補給電力料金，発電量調整受電計画差対応余剰電力料金，接続対象計画差対応補給電力料金，接続対象計画差対応余剰電力料金，需要抑制量調整受電計画差対応補給電力料金，需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力料金および給電指令時補給電力料金の算定期間は，毎月 1 日から当該月末日までの期間といたします。ただし，接続供給，発電量調整供給もしくは需要抑制量調整供給を開始し，または接続供給契約，発電量調整供給契約もしくは需要抑制量調整供給契約が消滅した場合の料金の算定期間は，開始日から開始日の属する月の末日までの期間または契約が消滅した日の属する月の 1 日から消滅日の前日までの期間（ただし，特別の事情がある場合は，契約が消滅した日の属する月の 1 日から消滅日までの期間といたします。）といたします。

30 計　　量

(1)　当社は，発電量調整受電電力量および最大連系電力等は，原則として，受電地点ごとに取り付けた記録型計量器により受電電圧と同位の電圧で，接続供給電力量および最大需要電力等は，原則として，供給地点ごとに取り付けた記録型計量器により供給電圧と同位の電圧で，30 分単位で計量いたします。

なお，電力量の仕訳を行なう場合は，次のとおりといたします。

イ　受電地点において他の発電量調整供給契約等と同一計量する場合は，30 分ごとに，受電地点において計量された電力量を原則として 38（託送供給等の実施）によりあらかじめ定められたその 30 分に対する電力量の計画値および仕訳に係る順位にもとづいて仕訳いたします。ただし，発電契約者から発電場所において発電契約者等の負担により，発電契約者等で取り付けた計量器により計量された発電設備等ごとの電力量にもとづく仕訳の申出がある場合で，当社が適当と認めるときは，30 分ごとに，受電

地点において計量された電力量を当該受電地点における発電設備等ごとの計量器により計量された電力量にもとづいて仕訳することがあります。この場合，仕訳に必要となる発電設備等ごとの電力量は，契約者または発電契約者から当社に通知していただきます。

なお，30 分ごとに，受電地点において計量された電力量の仕訳を行なう場合は，31（電力および電力量の算定）の電力および電力量の算定上，仕訳後の電力量を受電地点で計量された電力量とみなします。

ロ　分割接続供給の場合の 30 分ごとの供給地点で計量された電力量は，次により仕訳いたします。この場合，31（電力および電力量の算定）の電力および電力量の算定上，仕訳後の電力量を供給地点で計量された電力量とみなします。

(イ)　15（供給および契約の単位）(2)イ(イ)により当社が分割接続供給を行なう場合

a　供給地点で計量された電力量が通告電力量を下回る場合

原則として，非需要追随供給者に係る電力量は，供給地点で計量された電力量とし，需要追随供給者に係る電力量は，零といたします。

b　供給地点で計量された電力量が通告電力量と一致または上回る場合

非需要追随供給者に係る電力量は，通告電力量とし，需要追随供給者に係る電力量は，次の式によります。

需要追随供給者に係る電力量
＝ 供給地点で計量された電力量 － 通告電力量

(ロ)　15（供給および契約の単位）(2)イ(ロ)により当社が分割接続供給を行なう場合

a　供給地点で計量された電力量がベース電力量を下回る場合

原則として，非需要追随供給者に係る電力量は，供給地点で計量された電力量とし，需要追随供給者に係る電力量は，零といたします。

b　供給地点で計量された電力量がベース電力量と一致または上回る場合

非需要追随供給者に係る電力量は，ベース電力量とし，需要追随供給者に係る電力量は，次の式によります。

需要追随供給者に係る電力量
＝ 供給地点で計量された電力量 － ベース電力量

(ハ)　15（供給および契約の単位）(2)ロにより当社が分割接続供給を行なう場合

それぞれの契約者の供給時間帯によって仕訳いたします。

ただし，33（料金の算定）⑿または⒀にもとづき料金の調整を行なうために，1 供給地点につき，1 接続送電サービスまたは 1 臨時接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービス料金または臨時接続送電サービス料金を算定するときには，31（電力および電力量の算定）の電力および電力量の算定上，仕訳前の電力量を供給地点で計量された電力量といたします。

(2) 受電地点または供給地点ごとの計量の結果は，各月ごとにすみやかに契約者または発電契約者および発電者にお知らせいたします。

なお，発電者への受電地点の計量の結果のお知らせは，発電契約者を通じて行ないます。

(3) 技術上，経済上やむをえない場合等特別の事情がある場合は，計量器を取り付けないことがあります。

31 電力および電力量の算定

(1) 発電量調整受電電力

発電量調整受電電力は，発電量調整供給の場合で，受電地点で計量された電力量の値を 2 倍した値とし，受電地点ごとに，30 分ごとに，算定いたします。

(2) 発電量調整受電電力量

発電量調整受電電力量は，次のとおりといたします。

イ 発電量調整供給に係る発電設備等が調整電源に該当する場合，受電地点ごとに，30 分ごとに，受電地点で計量された電力量といたします。

ロ 発電量調整供給に係る発電設備等が調整電源に該当しない場合，30 分ごとに，受電地点で計量された電力量（受電地点が複数ある場合はその合計といたします。）といたします。

ハ 系統連系受電サービスに係る発電量調整受電電力量は，受電地点ごとに，30 分ごとに，受電地点で計量された電力量といたします。

また，料金の算定期間の発電量調整受電電力量は，30 分ごとの発電量調整受電電力量を，受電地点ごとに，料金の算定期間（ただし，発電契約者が受電地点を消滅させる場合で，特別の事情があるときは，直前の検針日から消滅日までの期間といたします。）において合計した値といたします。

(3) 発電量調整受電計画電力

発電量調整受電計画電力は，(4)の発電量調整受電計画電力量の値を 2 倍した値とし，30 分ごとに算定いたします。

(4)　発電量調整受電計画電力量

発電量調整受電計画電力量は，次のとおりといたします。

イ　発電量調整供給に係る発電設備等が調整電源に該当する場合，受電地点ごとに当社が発電契約者から受電する電気の 30 分ごとの電力量の計画値で，発電契約者があらかじめ電力広域的運営推進機関を通じて当社に通知する発電計画といたします。ただし，別表 11（発電計画・調達計画・販売計画）に定める当日計画の発電計画と調達計画の合計値が 30 分ごとに販売計画の値と一致しない等の場合は，別表 8（発電量調整受電計画電力量，接続対象計画電力量および需要抑制量調整受電計画電力量に関する取扱い）(1)のとおりといたします。

ロ　発電量調整供給に係る発電設備等が調整電源に該当しない場合，受電地点において当社が発電契約者から受電する電気の 30 分ごとの電力量の計画値（受電地点が複数ある場合はその合計といたします。）で，発電契約者があらかじめ電力広域的運営推進機関を通じて当社に通知する発電計画といたします。ただし，別表 11（発電計画・調達計画・販売計画）に定める当日計画の発電計画と調達計画の合計値が 30 分ごとに販売計画の値と一致しない等の場合は，別表 8（発電量調整受電計画電力量，接続対象計画電力量および需要抑制量調整受電計画電力量に関する取扱い）(1)のとおりといたします。

(5)　接続受電電力

接続受電電力は，接続供給の場合で，(6)の接続受電電力量の値を 2 倍した値とし，30 分ごとに算定いたします。

(6)　接続受電電力量

接続受電電力量は，30 分ごとの(12)の接続対象計画電力量といたします。

(7)　接続供給電力

接続供給電力は，(8)の接続供給電力量の値を 2 倍した値とし，供給地点ごとに，30 分ごとに算定いたします。

(8)　接続供給電力量

接続供給電力量は，供給地点ごとに，30 分ごとに，供給地点で計量された電力量といたします。ただし，特別高圧で常時利用される供給地点で，高圧で予備送電サービスを利用される場合には，予備送電サービスに係る接続供給電力量は，供給地点で計量された電力量を常時利用される電圧と同位の電圧にするために修正したものといたします。

また，料金の算定期間の接続供給電力量は，30 分ごとの接続供給電力量を，供給地点ごとに，料金の算定期間（ただし，契約者が供給地点を消滅させる場合で，特別の事情があるときは，直前の検針日から消滅日までの期間といたします。）において合計した値

といたします。

なお，時間帯別接続送電サービスを適用する場合の料金の算定期間の時間帯別の接続供給電力量は，時間帯ごとに，30 分ごとの接続供給電力量を，供給地点ごとに，料金の算定期間（ただし，契約者が供給地点を消滅させる場合で，特別の事情があるときは，直前の検針日から消滅日までの期間といたします。）において合計した値といたします。ただし，19（接続送電サービス）(3)イ(ハ)および(ヘ)の場合におけるその 1 月の夜間時間帯の接続供給電力量は，その 1 月の接続供給電力量からその 1 月の昼間時間帯の接続供給電力量を差し引いた値といたします。

(9)　接続対象電力

接続対象電力は，(10)の接続対象電力量の値を 2 倍した値とし，30 分ごとに算定いたします。

(10)　接続対象電力量

接続対象電力量は，30 分ごとに，イまたはロによって算定された値（供給地点が複数ある場合はその合計といたします。）といたします。

イ　需要場所が需要抑制バランシンググループに属さない場合または需要場所が需要抑制バランシンググループに属する場合で需要抑制契約者があらかじめ通知した(16)の需要抑制量調整受電計画電力量が零となるときは，次の式により算定された値といたします。

$$\text{接続供給電力量} \times \frac{1}{1 - \text{損失率（32〔損失率〕に定める損失率といたします。）}}$$

ロ　需要抑制契約者があらかじめ通知した(16)の需要抑制量調整受電計画電力量が零をこえる場合は，あらかじめ定めた(イ)または(ロ)により算定された値といたします。

(イ)　需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量および需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量の算定方法として，(14)イを適用している場合は，次の a または b によって算定された値

a　1 ベースラインに係る需要場所を単一とする場合

(a)　当該需要場所に係る供給地点で計量された接続供給電力量を損失率で修正した値が，ベースラインを上回るとき。

$$\left\{ \text{接続供給電力量} \times \frac{1}{1 - \text{損失率（32〔損失率〕に定める損失率といたします。）}} \right\}$$

－ 需要抑制量調整受電計画電力量

(b)　当該需要場所に係る供給地点で計量された接続供給電力量を損失率で修正した値が，ベースラインと一致またはベースラインを下回り，かつ，ベースラインから需要抑制量調整受電計画電力量を差し引いた値と一致または需要抑制量調整受電計画電力量を差し引いた値を上回るとき。

ベースライン － 需要抑制量調整受電計画電力量

(c)　当該需要場所に係る供給地点で計量された接続供給電力量を損失率で修正した値が，ベースラインから需要抑制量調整受電計画電力量を差し引いた値を下回るとき。

$$\text{接続供給電力量} \times \frac{1}{1 - \text{損失率（32〔損失率〕に定める損失率といたします。）}}$$

b　1ベースラインに係る需要場所を複数とする場合

(a)　当該需要場所に係る供給地点で計量された接続供給電力量を損失率で修正した値の合計値が，ベースラインを上回るとき。

当該需要場所に係る(d)によって算定された値の合計値
－ 需要抑制量調整受電計画電力量

(b)　当該需要場所に係る供給地点で計量された接続供給電力量を損失率で修正した値の合計値が，ベースラインと一致またはベースラインを下回り，かつ，ベースラインから需要抑制量調整受電計画電力量を差し引いた値と一致またはベースラインから需要抑制量調整受電計画電力量を差し引いた値を上回るとき。

ベースライン － 需要抑制量調整受電計画電力量

(c)　当該需要場所に係る供給地点で計量された接続供給電力量を損失率で修正した値の合計値が，ベースラインから需要抑制量調整受電計画電力量を差し引いた値を下回るとき。

当該需要場所に係る(d)によって算定された値の合計値

(d)　(a)および(c)にいう(d)によって算定された値とは，次の式により算定された値といたします。

$$\text{接続供給電力量} \times \frac{1}{1 - \text{損失率（32〔損失率〕に定める損失率といたします。）}}$$

(ロ)　需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量および需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量の算定方法として，(14)ロを適用している場合は，次の式によって算定された値

ベースライン － 需要抑制量調整受電計画電力量

(11)　接続対象計画電力

接続対象計画電力は，(12)の接続対象計画電力量の値を 2 倍した値とし，30 分ごとに算定いたします。

(12)　接続対象計画電力量

接続対象計画電力量は，30 分ごとの接続対象電力量の計画値（供給地点が複数ある場合はその合計といたします。）で，契約者があらかじめ電力広域的運営推進機関を通じて当社に通知する需要想定値といたします。ただし，別表 10（需要計画・調達計画・販売計画）に定める当日計画の需要想定値に対する取引計画（調達計画から販売計画を差し引いたものといたします。）が 30 分ごとに需要想定値と一致しない等の場合は，別表 8（発電量調整受電計画電力量，接続対象計画電力量および需要抑制量調整受電計画電力量に関する取扱い）(2)のとおりといたします。

(13)　需要抑制量調整受電電力

需要抑制量調整受電電力は，(14)の需要抑制量調整受電電力量の値を 2 倍した値とし，30 分ごとに算定いたします。

(14)　需要抑制量調整受電電力量

需要抑制量調整受電電力量は，当社が需要抑制契約者から受電する 30 分ごとの電力量で，需要場所ごとに，あらかじめ定めたイまたはロによって算定された値といたします。

イ　需要抑制量調整受電計画電力量を上限として，需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量および需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量を算定する場合は，次の式によって算定された値

(イ)　当該需要場所に係る供給地点で計量された接続供給電力量を損失率で修正した

値（1 ベースラインに係る需要場所を複数とする場合は，当該需要場所に係る供給地点で計量された接続供給電力量を損失率で修正した値の合計値といたします。）が，ベースラインを上回る場合

需要抑制量調整受電電力量 ＝ 0

(ﾛ) 当該需要場所に係る供給地点で計量された接続供給電力量を損失率で修正した値（1 ベースラインに係る需要場所を複数とする場合は，当該需要場所に係る供給地点で計量された接続供給電力量を損失率で修正した値の合計値といたします。）がベースラインと一致またはベースラインを下回り，かつ，ベースラインから需要抑制量調整受電計画電力量を差し引いた値と一致またはベースラインから需要抑制量調整受電計画電力量を差し引いた値を上回る場合

需要抑制量調整受電電力量

＝ ベースライン

$$- \left\{ \text{接続供給電力量} \times \frac{1}{1 - \text{損失率（32〔損失率〕に定める損失率といたします。）}} \right\}$$

(ﾊ) 当該需要場所に係る供給地点で計量された接続供給電力量を損失率で修正した値（1 ベースラインに係る需要場所を複数とする場合は，当該需要場所に係る供給地点で計量された接続供給電力量を損失率で修正した値の合計値といたします。）が，ベースラインから需要抑制量調整受電計画電力量を差し引いた値を下回る場合

需要抑制量調整受電電力量 ＝ 需要抑制量調整受電計画電力量

ロ イ以外の場合は，次の式によって算定された値（1 ベースラインに係る需要場所を複数とする場合，ベースラインから差し引く値は，当該需要場所に係る供給地点で計量された接続供給電力量を損失率で修正した値の合計値といたします。）

需要抑制量調整受電電力量

＝ ベースライン

$$- \left\{ \text{接続供給電力量} \times \frac{1}{1 - \text{損失率（32〔損失率〕に定める損失率といたします。）}} \right\}$$

ただし，上式の値が負となる場合，需要抑制量調整受電電力量は零といたします。

⑮　需要抑制量調整受電計画電力

需要抑制量調整受電計画電力は，⑯の需要抑制量調整受電計画電力量の値を 2 倍した値とし，30 分ごとに算定いたします。

⑯　需要抑制量調整受電計画電力量

需要抑制量調整受電計画電力量は，当社が需要抑制契約者から受電する電気の 30 分ごとの電力量の計画値で，需要場所ごとに，需要抑制契約者があらかじめ電力広域的運営推進機関を通じて当社に通知する需要抑制計画値といたします。ただし，1 ベースラインに係る需要場所を複数とする場合は，当該ベースラインにもとづく需要抑制量調整受電計画電力量といたします。また，別表 12（需要抑制計画・調達計画・販売計画・ベースライン）に定める当日計画の調達計画が 30 分ごとに販売計画の値と一致しない等の場合は，別表 8（発電量調整受電計画電力量，接続対象計画電力量および需要抑制量調整受電計画電力量に関する取扱い）(3)のとおりといたします。

⑰　ベースライン

ベースラインは，需要抑制量調整供給に係る需要抑制を行なわない場合の需要場所に係る供給地点で計量される接続供給電力量を損失率で修正した電力量の計画値で，需要場所ごと（15〔供給および契約の単位〕(1)イまたはロの場合は 1 接続送電サービスまたは 1 臨時接続送電サービスごとといたします。）に，需要抑制契約者があらかじめ電力広域的運営推進機関を通じて当社に通知するものといたします。ただし，需要抑制契約者が 1 ベースラインに係る需要場所を複数とする場合は，当該複数の需要場所に対して 1 ベースラインといたします。

⑱　最大連系電力等

最大連系電力等は，次のとおりといたします。

イ　低圧で受電する場合

発電量調整受電電力の最大値といたします。

ロ　高圧または特別高圧で受電する場合

30 分ごとの連系電力の最大値であって，記録型計量器により計量される値といたします。

⑲　最大需要電力等

最大需要電力等は，次のとおりといたします。

イ　低圧で供給する場合

接続供給電力の最大値といたします。

ロ　高圧または特別高圧で供給する場合

30 分ごとの需要電力の最大値であって，記録型計量器により計量される値といたします。

なお，当社が分割接続供給を行なう供給地点における，それぞれの契約者に係る最大需要電力等は，次のとおりといたします。

(イ) 15（供給および契約の単位）(2)イ(イ)により当社が分割接続供給を行なう場合

非需要追随供給者に係る最大需要電力等および需要追随供給者に係る最大需要電力等は，それぞれの契約者に係る接続供給電力の最大値等といたします。

(ロ) 15（供給および契約の単位）(2)イ(ロ)により当社が分割接続供給を行なう場合

a 当該供給地点における最大需要電力等が非需要追随供給者に係る接続送電サービス契約電力または臨時接続送電サービス契約電力と一致または上回る場合

非需要追随供給者に係る最大需要電力等は，当該契約者に係る接続送電サービス契約電力または臨時接続送電サービス契約電力とし，需要追随供給者に係る最大需要電力等は，当該供給地点における最大需要電力等から，非需要追随供給者に係る接続送電サービス契約電力または臨時接続送電サービス契約電力を差し引いた値といたします。

b 当該供給地点における最大需要電力等が非需要追随供給者に係る接続送電サービス契約電力または臨時接続送電サービス契約電力を下回る場合

非需要追随供給者に係る最大需要電力等は，当該供給地点における最大需要電力等とし，需要追随供給者に係る最大需要電力等は，零といたします。

(ハ) 15（供給および契約の単位）(2)ロにより当社が分割接続供給を行なう場合

それぞれの契約者に係る最大需要電力等は，それぞれの契約者に係る接続供給電力の最大値等といたします。

(20) 発電量調整受電計画差対応補給電力量

発電量調整受電計画差対応補給電力量は，発電バランシンググループごとにイまたはロによって算定された値の合計といたします。

イ 発電量調整供給に係る発電設備等が調整電源に該当する場合で，(2)イにより計量された 30 分ごとの発電量調整受電電力量が(4)イにより通知されたその 30 分における発電量調整受電計画電力量を下回るときに，30 分ごとに，次の式により算定された値といたします。ただし，発電量調整受電計画差対応補給電力量の算定上，調整電源の故障等が発生した場合を除き，(2)イにかかわらず，その 30 分ごとの発電量調整受電計画電力量をその 30 分ごとの発電量調整受電電力量とみなします。

発電量調整受電計画差対応補給電力量
＝ 発電量調整受電計画電力量 － 発電量調整受電電力量

ロ　発電量調整供給に係る発電設備等が調整電源に該当しない場合は，次の(ｲ)，(ﾛ)および(ﾊ)によって算定された値といたします。

(ｲ)　(2)ロにより計量された 30 分ごとの発電量調整受電電力量が(4)ロにより通知されたその 30 分における発電量調整受電計画電力量を下回る場合に，30 分ごとに，次の式により算定された値といたします。

発電量調整受電計画差対応補給電力量
＝ 発電量調整受電計画電力量 － 発電量調整受電電力量

(ﾛ)　次の場合で，給電指令時補給を行なったときは，発電量調整受電計画差対応補給電力量の算定上，(2)ロにかかわらず，当該発電設備等の 30 分ごとの発電量調整受電計画電力量を当該受電地点における 30 分ごとの発電量調整受電電力量とみなします。この場合，当該発電設備等の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量の算定上，当該受電地点のみによる発電バランシンググループが設定されているとみなし，その発電量調整受電計画差対応補給電力量は，30 分ごとに，次の式により算定された値といたします。

発電量調整受電計画差対応補給電力量
＝ 発電量調整受電計画電力量 － 発電量調整受電電力量

a　当社が指定する要件を有する発電設備等であって別途当社と給電指令時補給電力料金に関する契約を締結する設備に対して出力の抑制を実施した場合

b　39（給電指令の実施等）(2)イの場合で，原則として 30 分ごとの実需給の開始時刻の 1 時間前以降に発電量調整供給に係る発電設備等に対してあらかじめ当社が指定した送電線 1 回線，変圧器 1 台その他の電力設備の単一故障の発生時に保護装置により行なわれるすみやかな発電抑制または発電遮断（以下「Ｎ－1 電制」といいます。）を実施したとき。

c　39（給電指令の実施等）(2)ホの場合で，発電量調整供給に係る発電設備等に対して出力の抑制を実施したとき。

d　39（給電指令の実施等）(2)への場合で，ファーム電源に対して出力の抑制を実

施したとき。

(ハ) 次の場合で，給電指令時補給を行なったときは，発電量調整受電計画差対応補給電力量の算定上，(2)ロにかかわらず，当該発電設備等の 30 分ごとの発電量調整受電計画電力量を当該受電地点における 30 分ごとの発電量調整受電電力量とみなします。この場合，当該発電設備等の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量の算定上，当該受電地点のみによる発電バランシンググループが設定されているとみなし，その発電量調整受電計画差対応補給電力量は，30 分ごとに，次により算定された値といたします。

a 39（給電指令の実施等）(2)イ，ロ，ハまたはトの場合の給電指令等および 39（給電指令の実施等）(2)ホの場合の給電指令等により，同時に出力の抑制を実施した場合

(a) 発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が，39（給電指令の実施等）(2)ホによる出力抑制対象電力量（39〔給電指令の実施等〕(2)ホの場合の出力の抑制に係る電力量をいいます。）を下回る場合

39（給電指令の実施等）(2)ホによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，次の式により算定された値とし，39（給電指令の実施等）(2)イ，ロ，ハまたはトによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，零といたします。

発電量調整受電計画差対応補給電力量
＝ 発電量調整受電計画電力量 － 発電量調整受電電力量

(b) 発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が，39（給電指令の実施等）(2)ホによる出力抑制対象電力量と一致または上回る場合

39（給電指令の実施等）(2)ホによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，39（給電指令の実施等）(2)ホによる出力抑制対象電力量とし，39（給電指令の実施等）(2)イ，ロ，ハまたはトによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，次の式により算定された値といたします。

発電量調整受電計画差対応補給電力量

＝ 発電量調整受電計画電力量

－ 39（給電指令の実施等）(2)ホによる出力抑制対象電力量

－ 発電量調整受電電力量

b　ファーム電源に対して，39（給電指令の実施等）(2)イ，ロ，ハまたはトの場合の給電指令等および 39（給電指令の実施等）(2)への場合の給電指令等により，同時に出力の抑制を実施した場合

(a)　発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が，39（給電指令の実施等）(2)へによる出力抑制対象電力量（39〔給電指令の実施等〕(2)への場合の出力の抑制に係る電力量をいいます。）を下回る場合

39（給電指令の実施等）(2)へによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，次の式により算定された値とし，39（給電指令の実施等）(2)イ，ロ，ハまたはトによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，零といたします。

発電量調整受電計画差対応補給電力量

＝ 発電量調整受電計画電力量 － 発電量調整受電電力量

(b)　発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が，39（給電指令の実施等）(2)へによる出力抑制対象電力量と一致または上回る場合

39（給電指令の実施等）(2)へによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，39（給電指令の実施等）(2)へによる出力抑制対象電力量とし，39（給電指令の実施等）(2)イ，ロ，ハまたはトによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，次の式により算定された値といたします。

発電量調整受電計画差対応補給電力量

＝ 発電量調整受電計画電力量

－ 39（給電指令の実施等）(2)へによる出力抑制対象電力量

－ 発電量調整受電電力量

c　ノンファーム電源であり，かつ，当社が指定する要件を有する発電設備等であって別途当社と給電指令時補給電力料金に関する契約を締結する設備に対して，39（給電指令の実施等）(2)への場合の給電指令等および39（給電指令の実施等）(2)トの場合の給電指令等により，同時に出力の抑制を実施した場合

(a)　発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が，39（給電指令の実施等）(2)へによる出力抑制対象電力量を下回る場合

39（給電指令の実施等）(2)へによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，次の式により算定された値とし，39（給電指令の実施等）(2)トによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，零といたします。

発電量調整受電計画差対応補給電力量
＝ 発電量調整受電計画電力量 － 発電量調整受電電力量

(b)　発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が，39（給電指令の実施等）(2)へによる出力抑制対象電力量と一致または上回る場合

39（給電指令の実施等）(2)へによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，39（給電指令の実施等）(2)へによる出力抑制対象電力量とし，39（給電指令の実施等）(2)トによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，次の式により算定された値といたします。

発電量調整受電計画差対応補給電力量
＝ 発電量調整受電計画電力量
－ 39（給電指令の実施等）(2)へによる出力抑制対象電力量
－ 発電量調整受電電力量

d　39（給電指令の実施等）(2)ホの場合の給電指令等および39（給電指令の実施等）(2)への場合の給電指令等により，同時に出力の抑制を実施した場合

(a)　発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が，39（給電指令の実施等）(2)へによる出力抑制対象電力量を下回る場合

39（給電指令の実施等）(2)へによって出力の抑制を実施した場合の給電指令

時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，次の式により算定された値とし，39（給電指令の実施等）(2)ホによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，零といたします。

発電量調整受電計画差対応補給電力量
＝ 発電量調整受電計画電力量 － 発電量調整受電電力量

(b) 発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が，39（給電指令の実施等）(2)へによる出力抑制対象電力量と一致または上回る場合

39（給電指令の実施等）(2)へによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，39（給電指令の実施等）(2)へによる出力抑制対象電力量とし，39（給電指令の実施等）(2)ホによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，次の式により算定された値といたします。

発電量調整受電計画差対応補給電力量
＝ 発電量調整受電計画電力量
－ 39（給電指令の実施等）(2)へによる出力抑制対象電力量
－ 発電量調整受電電力量

e 39（給電指令の実施等）(2)イ，ロ，ハまたはトの場合の給電指令等，39（給電指令の実施等）(2)ホの場合の給電指令等および39（給電指令の実施等）(2)への場合の給電指令等により，同時に出力の抑制を実施した場合

(a) 発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が，39（給電指令の実施等）(2)へによる出力抑制対象電力量を下回る場合

39（給電指令の実施等）(2)へによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，次の式により算定された値とし，39（給電指令の実施等）(2)イ，ロ，ハまたはトによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給および 39（給電指令の実施等）(2)ホによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，零といたします。

発電量調整受電計画差対応補給電力量

＝ 発電量調整受電計画電力量 － 発電量調整受電電力量

(b) 発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が，39（給電指令の実施等）(2)ヘによる出力抑制対象電力量と一致または上回り，かつ，39（給電指令の実施等）(2)ヘによる出力抑制対象電力量に 39（給電指令の実施等）(2)ホによる出力抑制対象電力量を加えた値を下回る場合

39（給電指令の実施等）(2)ヘによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，39(給電指令の実施等)(2)ヘによる出力抑制対象電力量とし，39（給電指令の実施等）(2)ホによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，次の式により算定された値とし，39(給電指令の実施等)(2)イ，ロ，ハまたはトによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，零といたします。

発電量調整受電計画差対応補給電力量

＝ 発電量調整受電計画電力量

－ 39（給電指令の実施等）(2)ヘによる出力抑制対象電力量

－ 発電量調整受電電力量

(c) 発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が，39（給電指令の実施等）(2)ヘによる出力抑制対象電力量に 39（給電指令の実施等）(2)ホによる出力抑制対象電力量を加えた値と一致または上回る場合

39（給電指令の実施等）(2)ホによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，39(給電指令の実施等)(2)ホによる出力抑制対象電力量とし，39（給電指令の実施等）(2)ヘによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，39（給電指令の実施等）(2)ヘによる出力抑制対象電力量とし，39（給電指令の実施等）(2)イ，ロ，ハまたはトによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，次の式により算定された値といたします。

発電量調整受電計画差対応補給電力量

＝ 発電量調整受電計画電力量

－ 39（給電指令の実施等）(2)ホによる出力抑制対象電力量

－ 39（給電指令の実施等）(2)へによる出力抑制対象電力量

－ 発電量調整受電電力量

(21) 発電量調整受電計画差対応余剰電力量

発電量調整受電計画差対応余剰電力量は，発電バランシンググループごとにイまたはロによって算定された値の合計といたします。

イ 発電量調整供給に係る発電設備等が調整電源に該当する場合で，(2)イにより計量された 30 分ごとの発電量調整受電電力量が(4)イにより通知されたその 30 分における発電量調整受電計画電力量を上回るときに，30 分ごとに，次の式により算定された値といたします。ただし，発電量調整受電計画差対応余剰電力量の算定上，調整電源の故障等が発生した場合を除き，(2)イにかかわらず，その 30 分ごとの発電量調整受電計画電力量をその 30 分ごとの発電量調整受電電力量とみなします。

発電量調整受電計画差対応余剰電力量

＝ 発電量調整受電電力量 － 発電量調整受電計画電力量

ロ 発電量調整供給に係る発電設備等が調整電源に該当しない場合で，(2)ロにより計量された 30 分ごとの発電量調整受電電力量が(4)ロにより通知されたその 30 分における発電量調整受電計画電力量を上回るときに，30 分ごとに，次の式により算定された値といたします。ただし，当社が指定する要件を有する発電設備等であって別途当社と給電指令時補給電力料金に関する契約を締結する設備に対して出力の抑制を実施し，給電指令時補給を行なった場合，39（給電指令の実施等）(2)イの場合で，原則として 30 分ごとの実需給の開始時刻の 1 時間前以降に発電量調整供給に係る発電設備等に対してＮ－1 電制を実施し，給電指令時補給を行なったとき，39（給電指令の実施等）(2)ホの場合で，発電量調整供給に係る発電設備等に対して出力の抑制を実施し，給電指令時補給を行なったときまたは 39（給電指令の実施等）(2)への場合で，ファーム電源に対して出力の抑制を実施し，給電指令時補給を行なったときは，発電量調整受電計画差対応余剰電力量の算定上，(2)ロにかかわらず，当該発電設備等の 30 分ごとの発電量調整受電計画電力量を当該受電地点における 30 分ごとの発電量調整受電電力量とみなします。この場合，当該発電設備等の給電指令時補給に係る発電量調

整受電計画差対応補給電力量の算定上，当該受電地点のみによる発電バランシンググループが設定されているとみなし，その発電量調整受電計画差対応補給電力量の算定は，(20)ロによるものといたします。

発電量調整受電計画差対応余剰電力量
＝ 発電量調整受電電力量 － 発電量調整受電計画電力量

(22) 接続対象計画差対応補給電力量

接続対象計画差対応補給電力量は，30 分ごとの接続対象電力量がその 30 分における接続対象計画電力量を上回る場合に，30 分ごとに，次の式により算定された値といたします。ただし，接続対象計画差対応補給電力量の算定上，調整負荷の使用に係る調整を行なった場合は，(8)にかかわらず，当該供給地点で計量された 30 分ごとの電力量に当社または当社の供給区域で事業を営む配電事業者が行なった電気の使用に係る調整にもとづきその 30 分ごとに算定された値を加えた値を，当該供給地点におけるその 30 分ごとの接続供給電力量とみなし，接続対象電力量を算定いたします。

接続対象計画差対応補給電力量 ＝ 接続対象電力量 － 接続対象計画電力量

(23) 接続対象計画差対応余剰電力量

接続対象計画差対応余剰電力量は，30 分ごとの接続対象電力量がその 30 分における接続対象計画電力量を下回る場合に，30 分ごとに，次の式により算定された値といたします。ただし，接続対象計画差対応余剰電力量の算定上，調整負荷の使用に係る調整を行なった場合は，(8)にかかわらず，当該供給地点で計量された 30 分ごとの電力量に当社または当社の供給区域で事業を営む配電事業者が行なった電気の使用に係る調整にもとづきその 30 分ごとに算定された値を加えた値を，当該供給地点におけるその 30 分ごとの接続供給電力量とみなし，接続対象電力量を算定いたします。

接続対象計画差対応余剰電力量 ＝ 接続対象計画電力量 － 接続対象電力量

(24) 需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量

需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量は，30 分ごとの(14)の需要抑制量調整受電電力量がその 30 分における(16)の需要抑制量調整受電計画電力量を下回る場合に，需要抑制バランシンググループごとに，30 分ごとに，次の式により算定された値の合計とい

たします。ただし，需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量の算定上，調整負荷の使用に係る調整を行なった場合は，(14)イまたはロにかかわらず，当該需要場所に係る接続供給電力量を損失率で修正した値が，ベースラインを上回るとき，またはベースラインを下回り，かつ，ベースラインから需要抑制量調整受電計画電力量を差し引いた値を上回るときは，当該需要場所に係る需要抑制量調整受電計画電力量を当該需要場所に係る需要抑制量調整受電電力量とみなします。

需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量
＝ 需要抑制量調整受電計画電力量 － 需要抑制量調整受電電力量

ただし，需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量の算定方法として(14)ロを適用している場合で，30 分ごとの(14)の需要抑制量調整受電電力量が零となるときの上式は，次のとおりといたします。

需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量
＝ 需要抑制量調整受電計画電力量

$$+\left\{\text{接続供給電力量}\times\frac{1}{1-\text{損失率（32〔損失率〕に定める損失率といたします。）}}\right\}$$

－ ベースライン

(25) 需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量

需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量は，30 分ごとの(14)の需要抑制量調整受電電力量がその 30 分における(16)の需要抑制量調整受電計画電力量を上回る場合に，需要抑制バランシンググループごとに，30 分ごとに，次の式により算定された値の合計といたします。ただし，需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量の算定上，調整負荷の使用に係る調整を行なった場合は，(14)ロにかかわらず，当該需要場所に係る接続供給電力量を損失率で修正した値が，ベースラインの値から需要抑制量調整受電計画電力量を差し引いた値を下回るときは，当該需要場所に係る需要抑制量調整受電計画電力量を当該需要場所に係る需要抑制量調整受電電力量とみなします。

需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量
＝ 需要抑制量調整受電電力量 － 需要抑制量調整受電計画電力量

⑵6　定額接続送電サービスの適用を受ける場合の電力量は，別表 9（電力量の協定）を基準として，あらかじめ契約者と当社との協議によって定めます。この場合，協議により定めた値を，供給地点で計量された電力量といたします。

⑵7　定額接続送電サービスの適用を受ける場合を除き，技術上，経済上やむをえない場合等特別の事情がある場合で，計量器を取り付けないときの電力量または最大需要電力等は，別表 9（電力量の協定）を基準として，あらかじめ契約者と当社との協議（分割接続供給の場合は，双方の契約者と当社との協議といたします。）によって定めます。この場合，協議により定めた値を，供給地点で計量された電力量または最大需要電力等といたします。

⑵8　28（検針日）(2)または(4)の場合で，検針を行なわなかったときの電力量，最大連系電力等または最大需要電力等は，別表 9（電力量の協定）を基準として，契約者または発電契約者と当社との協議（分割接続供給の場合は，双方の契約者と当社との協議といたします。）によって定めます。この場合，協議により定めた値を，受電地点または供給地点で計量された電力量，最大連系電力等または最大需要電力等といたします。

⑵9　15（供給および契約の単位）(1)において，1 需要場所または 1 発電場所につき，複数計量をもって託送供給または発電量調整供給を行なう場合で，特別の事情があるときは，その需要場所または発電場所における 30 分ごとの電力および電力量の算定は，計量器ごとに計量された電力および電力量をそれぞれ 30 分ごとに合計することがあります。

⑶0　その他，電力量の算定を行なうために必要な事項については，あらかじめ契約者，発電契約者または需要抑制契約者と当社との協議（分割接続供給の場合は，双方の契約者と当社との協議といたします。）によって定めます。

⑶1　計量器の故障等により電力量，最大連系電力等または最大需要電力等を正しく計量できない場合には，電力量，最大連系電力等または最大需要電力等は，別表 9（電力量の協定）を基準として，契約者または発電契約者と当社との協議（分割接続供給の場合は，双方の契約者と当社との協議といたします。）によって定めます。この場合，協議により定めた値を，受電地点または供給地点で計量された電力量，最大連系電力等または最大需要電力等といたします。ただし，その 1 月の電力量の合計が計量できている場合で，30 分ごとの電力量を正しく計量できないときまたは計量情報等を伝送することができないときは，30 分ごとの電力量は，原則として，別表 9（電力量の協定）(3)を基準として定め，定めた値を，受電地点または供給地点で計量された電力量といたします。

32 損　失　率

この約款で用いる損失率は，次のとおりといたします。

低圧で供給する場合	7.9パーセント
高圧で供給する場合	4.7パーセント
特別高圧で供給する場合	2.0パーセント

33 料 金 の 算 定

(1) 送電サービス料金，系統連系受電サービス料金，発電量調整受電計画差対応補給電力料金，発電量調整受電計画差対応余剰電力料金，接続対象計画差対応補給電力料金，接続対象計画差対応余剰電力料金，需要抑制量調整受電計画差対応補給電力料金，需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力料金および給電指令時補給電力料金は，次の場合を除き，料金の算定期間を「1月」として算定いたします。

イ 接続供給，発電量調整供給もしくは需要抑制量調整供給を開始し，または接続供給契約，発電量調整供給契約，系統連系受電契約もしくは需要抑制量調整供給契約が消滅した場合

ロ 契約者が供給地点を新たに設定し，供給地点への接続供給を再開し，もしくは停止し，または供給地点を消滅させる場合

ハ 発電契約者が受電地点を新たに設定し，受電地点からの発電量調整供給を再開し，もしくは停止し，または受電地点を消滅させる場合

ニ 接続送電サービスの種別，臨時接続送電サービスの種別，予備送電サービスの種別，接続送電サービス契約電力，接続送電サービス契約電流，接続送電サービス契約容量，臨時接続送電サービス契約電流，臨時接続送電サービス契約容量，臨時接続送電サービス契約電力，予備送電サービス契約電力，ピークシフト電力，契約受電電力，同時最大受電電力等を変更したことにより，料金に変更があった場合

ホ 29(料金の算定期間)(1)イの場合で供給側検針期間の日数がその供給側検針期間の始期に対応する検針の基準となる日の属する月の日数に対し，5 日を上回り，または下回るとき。

ヘ 29(料金の算定期間)(1)ロの場合で供給側計量期間の日数がその供給側計量期間の始期に対応する検針の基準となる日の属する月の日数に対し，5 日を上回り，または下回るとき。

ト 29(料金の算定期間)(2)イの場合で受電側検針期間の日数がその受電側検針期間の始期に対応する検針の基準となる日の属する月の日数に対し，5 日を上回り，または下回るとき。

チ 29(料金の算定期間)(2)ロの場合で受電側計量期間の日数がその受電側計量期間の

始期に対応する検針の基準となる日の属する月の日数に対し，5 日を上回り，または下回るとき。

リ　分割接続供給を開始し，または解消したとき。

(2)　当社は，(1)ロ，ハ，ニ，ホ，ヘ，ト，チまたはリの場合は，基本料金，定額接続送電サービスの料金，予備送電サービス料金，ピークシフト割引額および系統設備効率化割引額について，次の式により日割計算をいたします。

イ　基本料金，定額接続送電サービスの料金または予備送電サービス料金を日割りする場合

$$1\text{月の該当料金} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{供給側検針期間または受電側検針期間の日数}}$$

ただし，(1)ホ，ヘ，トまたはチに該当する場合は，

$$1\text{月の該当料金} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$$

といたします。

ロ　ピークシフト割引額または系統設備効率化割引額を日割りする場合

$$1\text{月の該当割引額} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{供給側検針期間または受電側検針期間の日数}}$$

ただし，(1)ホ，ヘ，トまたはチに該当する場合は，

$$1\text{月の該当割引額} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$$

といたします。

(3)　(1)ロの場合により日割計算をするときは，日割計算対象日数には契約者が供給地点を新たに設定する日および再開日を含み，停止日および消滅日を除きます。

また，(1)ニの場合により日割計算をするときは，変更後の料金は，変更のあった日から適用いたします。

(4)　(1)ハの場合により日割計算をするときは，日割計算対象日数には発電契約者が受電地点を新たに設定する日および再開日を含み，停止日および消滅日を除きます。

また，(1)ニの場合により日割計算をするときは，変更後の料金は，変更のあった日から適用いたします。

(5)　契約者が供給地点を新たに設定し，もしくは供給地点を消滅させる場合，または発電契約者が受電地点を新たに設定し，もしくは受電地点を消滅させる場合の(2)イおよびロにいう供給側検針期間または受電側検針期間の日数は，次のとおりといたします。

イ　供給地点または受電地点を新たに設定した場合

供給地点または受電地点を新たに設定した日の直前のその供給地点または受電地点の属する検針区域の検針日から，その供給地点または受電地点を新たに設定した直後の検針日の前日までの日数といたします。

ロ　供給地点または受電地点を消滅させる場合

消滅日の直前の検針日から，当社が次回の検針日として契約者または発電契約者にあらかじめお知らせした日の前日までの日数といたします。

(6)　定額接続送電サービスの適用を受ける場合または 31（電力および電力量の算定）(27)の場合は，契約者が供給地点を新たに設定し，または供給地点を消滅させるときの(2)イおよびロにいう供給側検針期間の日数は，(5)に準ずるものといたします。この場合，(5)にいう検針日は，その供給地点の属する検針区域の検針日とし，当社が次回の検針日として契約者にあらかじめお知らせした日は，消滅日の直後のその供給地点の属する検針区域の検針日といたします。

(7)　29（料金の算定期間）(1)ロの場合は，(2)イおよびロにいう供給側検針期間の日数は，供給側計量期間の日数といたします。ただし，契約者が供給地点を新たに設定し，または供給地点を消滅させる場合の(2)イおよびロにいう供給側検針期間の日数は，(5)に準ずるものといたします。この場合，(5)にいう検針日は，計量日といたします。

(8)　29（料金の算定期間）(2)ロの場合は，(2)イおよびロにいう受電側検針期間の日数は，受電側計量期間の日数といたします。ただし，発電契約者が受電地点を新たに設定し，または受電地点を消滅させる場合の(2)イおよびロにいう受電側検針期間の日数は，(5)に準ずるものといたします。この場合，(5)にいう検針日は，計量日といたします。

(9)　契約者が供給地点を新たに設定し，もしくは供給地点を消滅させる場合，または発電契約者が受電地点を新たに設定し，もしくは受電地点を消滅させる場合の(2)イおよびロにいう暦日数は，次のとおりといたします。

イ　供給地点または受電地点を新たに設定した場合

その供給地点または受電地点の属する検針区域の検針の基準となる日（その供給地点または受電地点を新たに設定した日が含まれる供給側検針期間または受電側検針期間の始期に対応するものといたします。）の属する月の日数といたします。

ロ　供給地点または受電地点を消滅させる場合

その供給地点または受電地点の属する検針区域の検針の基準となる日（消滅日の前日が含まれる供給側検針期間または受電側検針期間の始期に対応するものといたします。）の属する月の日数といたします。

(10)　高圧または特別高圧で供給する場合で，力率に変更があるときは，次により基本料金を算定いたします。

イ　力率に変更を生ずるような負荷設備の変更等がある場合は，その前後の力率にもとづいて，(2)イにより日割計算をいたします。

ロ　負荷設備の変更等がない場合で，協議によって力率を変更するときは，変更の日を含むその1月から変更後の力率によります。

(11)　供給地点への接続供給または受電地点における発電量調整供給の停止期間中の料金の日割計算を行なう場合は，(2)イおよびロの日割計算対象日数は，停止期間中の日数といたします。この場合，停止期間中の日数には，接続供給または発電量調整供給を停止した日を含み，接続供給または発電量調整供給を再開した日は含みません。また，停止日に接続供給または発電量調整供給を再開する場合は，その日は停止期間中の日数には含みません。

(12)　当社が分割接続供給を行なう供給地点において，それぞれの契約者に係る接続送電サービス料金の合計と，1供給地点につき，1接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービス料金との間に差が生ずるときは，原則として，次のとおり接続送電サービス料金の調整を行ないます。

イ　15（供給および契約の単位）(2)イにより当社が分割接続供給を行なう場合

(イ)　それぞれの契約者に係る接続送電サービス料金の合計額が，1供給地点につき，1接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービス料金を上回る場合は，その差額を非需要追随供給者に係る接続送電サービス料金から差し引きます。

(ロ)　それぞれの契約者に係る接続送電サービス料金の合計額が，1供給地点につき，1接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービス料金を下回る場合は，その差額を非需要追随供給者に係る接続送電サービス料金に加算いたします。

ロ　15（供給および契約の単位）(2)ロにより当社が分割接続供給を行なう場合

(イ)　それぞれの契約者に係る接続送電サービス料金の合計額が，1供給地点につき，1接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービス料金を上回る場合は，その差額をあらかじめ定めた契約者に係る接続送電サービス料金から差し引きます。

(ロ)　それぞれの契約者に係る接続送電サービス料金の合計額が，1供給地点につき，1接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービス料金を下回る場合は，その差額をあらかじめ定めた契約者に係る接続送電サービス料金に加算いたします。

(13)　当社が分割接続供給を行なう供給地点において，それぞれの契約者に係る臨時接続送電サービス料金の合計と，1供給地点につき，1臨時接続送電サービスを適用した場合の臨時接続送電サービス料金との間に差が生ずるときは，(12)に準じて臨時接続送電サービス料金の調整を行ないます。

(14)　当社が分割接続供給を行なう供給地点において，予備送電サービスをあわせて適用し，

それぞれの契約者に係る予備送電サービス料金の合計と，1 供給地点につき，1 予備送電サービスを適用した場合の予備送電サービス料金との間に差が生ずるときは，(12)に準じて予備送電サービス料金の調整を行ないます。

34　支払義務の発生および支払期日

(1)　日程等別料金の支払義務は，18（料金）(1)ロに定める供給側料金算定日に発生いたします。

(2)　系統連系受電サービス料金の支払義務は，18（料金）(3)ロに定める受電側料金算定日に発生いたします。

(3)　発電量調整受電計画差対応補給電力料金，発電量調整受電計画差対応余剰電力料金，接続対象計画差対応補給電力料金，接続対象計画差対応余剰電力料金，需要抑制量調整受電計画差対応補給電力料金，需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力料金および給電指令時補給電力料金の支払義務は，特別の事情がある場合を除き，料金の算定期間の翌々月の第 5 営業日（営業日は当社が定めます。）に発生いたします。ただし，28（検針日）(5)の場合で，料金の算定期間の翌々月の第 5 営業日以降に実際に検針を行なった場合，または 31（電力および電力量の算定）(31)の場合で，料金の算定期間の翌々月の第 5 営業日以降に電力量を協議によって定めた場合は，その日といたします。

(4)　(1)の日程等別料金，(2)の系統連系受電サービス料金または(3)の料金のうち発電量調整受電計画差対応補給電力料金，接続対象計画差対応補給電力料金，需要抑制量調整受電計画差対応補給電力料金もしくは給電指令時補給電力料金は，次の場合を除き，支払義務発生日の翌日から起算して 30 日目の日（以下「支払期日」といいます。）までに支払っていただきます。ただし，支払義務発生日の翌日から起算して 30 日目の日が金融機関の休業日の場合の支払期日は翌営業日といたします。

イ　55（解約等）(1)により解約となった場合

ロ　契約者，発電契約者，発電者または需要抑制契約者が振り出しもしくは引き受けた手形または振り出した小切手について銀行取引停止処分を受ける等支払停止状態に陥った場合

ハ　契約者，発電契約者，発電者または需要抑制契約者が破産手続き開始，再生手続き開始，更生手続き開始，特別清算開始もしくはこれらに類する法的手続きの申立てを受けまたは自ら申立てを行なった場合

ニ　契約者，発電契約者，発電者または需要抑制契約者が強制執行または担保権の実行としての競売の申立てを受けた場合

ホ　契約者，発電契約者，発電者または需要抑制契約者が公租公課の滞納処分を受けた

場合

ヘ　その他の理由で契約者，発電契約者，発電者または需要抑制契約者に明らかに料金の支払いの延滞が生じるおそれがあると当社が認め，その旨を当社が契約者，発電契約者，発電者または需要抑制契約者に通知した場合

(5)　契約者，発電契約者，発電者または需要抑制契約者が(4)イからへまでのいずれかに該当する場合の支払期日は，次のとおり取り扱います。

イ　契約者，発電契約者，発電者または需要抑制契約者が(4)イからへまでのいずれかに該当することとなった日までに支払義務が発生した料金で，かつ，支払いがなされていない料金（支払期日を超過していない料金に限ります。）については，契約者，発電契約者，発電者または需要抑制契約者が(4)イからへまでのいずれかに該当することとなった日を支払期日といたします。ただし，契約者，発電契約者，発電者または需要抑制契約者が(4)イからへまでのいずれかに該当することとなった日が支払義務発生日から7日を経過していない場合には，支払義務発生日の翌日から起算して7日目を支払期日といたします。

ロ　契約者，発電契約者，発電者または需要抑制契約者が(4)イからへまでのいずれかに該当することとなった日の翌日以降に支払義務が発生する料金については，支払義務発生日の翌日から起算して7日目を支払期日といたします。

なお，(4)イからホまでのいずれかに該当する場合であっても，一定期間の支払いが遅滞なく行なわれる等，料金の支払状況から支払いの延滞が生じるおそれがないと当社が認めるときは，支払義務発生日の翌日から起算して 30 日目を支払期日とすることがあります。この場合，当社はその旨を契約者，発電契約者，発電者または需要抑制契約者に通知いたします。ただし，この通知をした後，料金の支払いの延滞が生じるおそれがあると当社が認める場合は，支払義務発生日の翌日から起算して7日目を支払期日とすることがあります。この場合も当社はその旨を契約者，発電契約者，発電者または需要抑制契約者に通知いたします。

(6)　当社は，(3)の料金のうち発電量調整受電計画差対応余剰電力料金，接続対象計画差対応余剰電力料金または需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力料金を，支払期日までにお支払いいたします。ただし，支払義務発生日の翌日から起算して30日目の日が金融機関の休業日の場合の支払期日は翌営業日といたします。

35　料金その他の支払方法

(1)　契約者の料金その他の支払方法は，次によります。

イ　契約者の料金および工事費負担金その他についてはそのつど，当社が指定した金融

機関を通じて払い込み等により契約者から支払っていただきます。

なお，支払いにともなう費用は，契約者の負担といたします。

ロ　イの当社が指定した金融機関を通じた払い込みによる支払いは，契約者がその金融機関に払い込まれたときになされたものといたします。

ハ　料金が支払期日までに支払われない場合には，支払期日の翌日から起算して支払いの日に至るまで，料金から消費税等相当額を差し引いた金額に対して，年 10 パーセント（閏年の日を含む期間についても，365 日当たりの割合といたします。）の延滞利息を契約者から申し受けます。

なお，消費税等相当額の単位は，1 円とし，その端数は，切り捨てます。

また，延滞利息は，原則として，契約者が延滞利息の算定の対象となる料金を支払われた直後に支払義務が発生する料金とあわせて契約者から支払っていただきます。

ニ　契約者の料金は，支払義務の発生した順序で支払っていただきます。

(2)　発電契約者の料金その他の支払方法は，次によります。

イ　発電契約者の料金については毎月，工事費負担金その他についてはそのつど，当社が指定した金融機関を通じて払い込み等により発電契約者から支払っていただきます。

なお，支払いにともなう費用は，発電契約者の負担といたします。

ロ　イの当社が指定した金融機関を通じた払い込みによる支払いは，発電契約者がその金融機関に払い込まれたときになされたものといたします。

ハ　料金が支払期日までに支払われない場合には，支払期日の翌日から起算して支払いの日に至るまで，料金から消費税等相当額を差し引いた金額に対して，年 10 パーセント（閏年の日を含む期間についても，365 日当たりの割合といたします。）の延滞利息を発電契約者から申し受けます。

なお，消費税等相当額の単位は，1 円とし，その端数は，切り捨てます。

また，延滞利息は，原則として，発電契約者が延滞利息の算定の対象となる料金を支払われた直後に支払義務が発生する料金とあわせて発電契約者から支払っていただきます。

ニ　発電契約者の料金は，支払義務の発生した順序で支払っていただきます。

(3)　発電者の料金その他の支払方法は，次によります。

イ　発電者の料金については，ロによって支払われる場合を除き，そのつど，発電者から発電契約者に支払っていただきます。支払われた料金についてはそのつど，当社が指定した金融機関を通じて払い込み等により発電契約者から当社へ引き渡していただきます。

なお，引き渡しにともなう費用は，発電契約者の負担といたします。

ロ　次の場合には，発電者の料金について，当社が指定した金融機関を通じて払い込み等により発電者から支払っていただきます。

なお，支払いにともなう費用は，原則として，発電者の負担といたします。

(イ)　発電者が料金を支払期日までに発電契約者に支払われない場合

(ロ)　発電者の料金が発電契約者と発電者との間の電力受給に関する契約に係る料金を上回る場合で，発電契約者と発電者および発電契約者と当社のそれぞれにおいて合意がなされたとき。

(ハ)　その他当社が必要と認めた場合

ハ　発電者の料金について，支払いは，次のときになされたものといたします。

(イ)　イの場合，発電者から発電契約者に支払われたとき。

(ロ)　ロの当社が指定した金融機関を通じた払い込みによる場合，発電者がその金融機関に払い込まれたとき。

ニ　料金が支払期日までに支払われない場合には，支払期日の翌日から起算して支払いの日に至るまで，料金から消費税等相当額を差し引いた金額に対して，年 10 パーセント（閏年の日を含む期間についても，365 日当たりの割合といたします。）の延滞利息を発電者から申し受けます。

なお，消費税等相当額の単位は，1 円とし，その端数は，切り捨てます。

また，延滞利息は，原則として，発電者が延滞利息の算定の対象となる料金を支払われた直後に支払義務が発生する料金とあわせて発電者から支払っていただきます。

ホ　発電者の料金は，原則として，支払義務の発生した順序で支払っていただきます。

ヘ　この約款によって支払いを要することとなった発電者の料金，延滞利息および契約超過金以外の債務（保証金，違約金その他この約款から生ずる金銭債務をいいます。）についてはそのつど，当社が指定した金融機関を通じて払い込み等により発電者から支払っていただきます。

なお，支払いにともなう費用は，原則として，発電者の負担といたします。

(4)　需要抑制契約者の料金その他の支払方法は，次によります。

イ　需要抑制契約者の料金については毎月，当社が指定した金融機関を通じて払い込み等により需要抑制契約者から支払っていただきます。

なお，支払いにともなう費用は，需要抑制契約者の負担といたします。

ロ　イの当社が指定した金融機関を通じた払い込みによる支払いは，需要抑制契約者がその金融機関に払い込まれたときになされたものといたします。

ハ　料金が支払期日までに支払われない場合には，支払期日の翌日から起算して支払いの日に至るまで，料金から消費税等相当額を差し引いた金額に対して，年 10 パーセン

ト（閏年の日を含む期間についても，365 日当たりの割合といたします。）の延滞利息を需要抑制契約者から申し受けます。

なお，消費税等相当額の単位は，1 円とし，その端数は，切り捨てます。

また，延滞利息は，原則として，需要抑制契約者が延滞利息の算定の対象となる料金を支払われた直後に支払義務が発生する料金とあわせて需要抑制契約者から支払っていただきます。

ニ　需要抑制契約者の料金は，支払義務の発生した順序で支払っていただきます。

(5)　当社の料金の支払方法は，次によります。

イ　当社の料金については毎月，契約者，発電契約者または需要抑制契約者が指定する金融機関の銀行口座に払い込みによってお支払いいたします。

なお，支払いにともなう費用は，当社で負担いたします。

ロ　料金の支払いは，当社がその金融機関に払い込みしたときになされたものといたします。

ハ　当社が料金を支払期日までに支払わない場合，当社は，支払期日の翌日から起算して支払いの日に至るまで，料金から消費税等相当額を差し引いた金額に対して，年 10 パーセント（閏年の日を含む期間についても，365 日当たりの割合といたします。）の延滞利息を契約者，発電契約者または需要抑制契約者にお支払いいたします。

なお，消費税等相当額の単位は，1 円とし，その端数は，切り捨てます。

また，延滞利息は，原則として，当社が延滞利息の算定の対象となる料金をお支払いした直後に支払義務が発生する料金とあわせてお支払いいたします。

36 保　証　金

(1)　契約者の場合は，次によります。

イ　当社は，次のいずれかに該当する場合で，必要と認められるときは，契約者から，接続供給の開始もしくは再開に先だって，または供給継続の条件として，それぞれ予想月額料金の 3 月分に相当する金額をこえない範囲で保証金を預けていただきます。

(イ)　料金の支払いの延滞があった場合

(ロ)　30 分ごとの接続対象電力量に対する接続対象計画電力量の割合が急激に低下したこと等によって，31（電力および電力量の算定）(22)によって算定された値が著しく大きい場合または 31（電力および電力量の算定）(22)によって算定される値が著しく大きくなることが想定される場合で，接続対象計画電力量が接続対象電力量に比べて著しく不適当と認められ，40（適正契約の保持等）(3)によって当社が使用状態をすみやかに適正なものに修正するよう求めたにもかかわらず，その求めに応じ

ていただけないとき。

(ハ) 新たに接続供給を開始し，または契約電力等を増加される場合

ロ　契約者は，当社があらかじめ定め，通知した期日までに保証金を預けていただきます。

ハ　保証金の預かり期間は，2年以内といたします。

ニ　当社は，接続供給契約が消滅した場合または支払いの延滞が生じた場合には，保証金を契約者の支払額に充当することがあります。

ホ　当社は，保証金について利息を付しません。

ヘ　当社は，保証金の預かり期間満了前であっても接続供給契約が消滅した場合には，保証金をお返しいたします。ただし，ニにより支払額に充当した場合は，その残額をお返しいたします。

(2)　発電契約者の場合は，次によります。

イ　当社は，料金の支払いの延滞があった発電契約者，または新たに発電量調整供給を開始される発電契約者から，発電量調整供給の開始もしくは再開に先だって，または供給継続の条件として，予想月額料金の3月分に相当する金額をこえない範囲で保証金を預けていただくことがあります。

ロ　保証金の預かり期間は，2年以内といたします。

ハ　当社は，発電量調整供給契約が消滅した場合または支払いの延滞が生じた場合には，保証金を発電契約者の支払額に充当することがあります。

ニ　当社は，保証金について利息を付しません。

ホ　当社は，保証金の預かり期間満了前であっても発電量調整供給契約が消滅した場合には，保証金をお返しいたします。ただし，ハにより支払額に充当した場合は，その残額をお返しいたします。

(3)　発電者の場合は，次によります。

イ　当社は，料金の支払いの延滞があった発電者，新たに受電地点を設定される発電者または同時最大受電電力を増加される発電者から，系統連系受電サービスの開始もしくは再開に先だって，または系統連系受電サービス継続の条件として，予想月額料金の3月分に相当する金額をこえない範囲で保証金を預けていただくことがあります。

ロ　保証金の預かり期間は，2年以内といたします。

ハ　当社は，系統連系受電契約が消滅した場合または支払いの延滞が生じた場合には，保証金を発電者の支払額に充当することがあります。

ニ　当社は，保証金について利息を付しません。

ホ　当社は，保証金の預かり期間満了前であっても系統連系受電契約が消滅した場合に

は，保証金をお返しいたします。ただし，ハにより支払額に充当した場合は，その残額をお返しいたします。

(4) 需要抑制契約者の場合は，次によります。

イ 当社は，料金の支払いの延滞があった需要抑制契約者，または新たに需要抑制量調整供給を開始される需要抑制契約者から，需要抑制量調整供給の開始もしくは再開に先だって，または供給継続の条件として，予想月額料金の3月分に相当する金額をこえない範囲で保証金を預けていただくことがあります。

ロ 保証金の預かり期間は，2年以内といたします。

ハ 当社は，需要抑制量調整供給契約が消滅した場合または支払いの延滞が生じた場合には，保証金を需要抑制契約者の支払額に充当することがあります。

ニ 当社は，保証金について利息を付しません。

ホ 当社は，保証金の預かり期間満了前であっても需要抑制量調整供給契約が消滅した場合には，保証金をお返しいたします。ただし，ハにより支払額に充当した場合は，その残額をお返しいたします。

37 連 帯 責 任

1 接続供給契約において契約者が複数となる場合，接続対象計画差対応補給電力料金，給電指令時補給電力料金等に係る金銭債務および接続供給契約の履行に関する事項（接続送電サービス料金，臨時接続送電サービス料金，予備送電サービス料金，契約超過金，違約金または工事費負担金等に係る金銭債務を除きます。）については，複数の契約者全員が連帯して責任を負うものといたします。

V 供　　給

38 託送供給等の実施

(1) 接続供給の場合

イ 電力量については，次のとおりにしていただきます。

(ｲ) 契約者は，別表 10（需要計画・調達計画・販売計画）に定める翌日計画および当日計画の需要想定値が 30 分ごとに接続対象電力量と一致するようにしていただきます。

(ﾛ) 契約者は，別表 10（需要計画・調達計画・販売計画）に定める翌日計画および当日計画の需要想定値に対する取引計画（調達計画から販売計画を差し引いたものといたします。）が 30 分ごとに別表 10（需要計画・調達計画・販売計画）に定める翌日計画および当日計画の需要想定値と一致するようにしていただきます。

ロ 契約者は，接続供給の実施に先だち，需要計画，調達計画および販売計画を当社所定の様式により電力広域的運営推進機関を通じて当社に通知していただきます。この場合，当社は，契約者が通知した需要計画，調達計画または販売計画が不適当と認められる場合には，すみやかに適正なものに修正していただきます。

ハ 原則として，需要計画，調達計画および販売計画の通知の期限および通知の内容は別表 10（需要計画・調達計画・販売計画）のとおりといたします。

ニ 15 (供給および契約の単位) (2)イ(ｲ)により当社が分割接続供給を行なう場合，9 (検討および契約の申込み) (4)イ(ﾇ) c の契約者は，分割接続供給の実施に先だち，通告電力量を当社所定の様式により電力広域的運営推進機関を通じて当社に通知していただきます。

なお，通知の期限はあらかじめ双方の契約者と当社との協議によって定めます。

また，当社は，契約者が通知した通告電力量が不適当と認められる場合には，すみやかに適正なものに修正していただきます。

ホ 契約者は，当社が系統運用上の必要に応じてハに定める内容以外の計画を求めた場合は，すみやかに，原則として電力広域的運営推進機関を通じて，当社に通知していただきます。

ヘ 契約者がロもしくはホで通知した計画またはニで通知した通告電力量を変更する必要が生じた場合には，すみやかに，原則として電力広域的運営推進機関を通じて，当社に通知していただきます。

ト 当社は，電気の需給状況，供給設備の状況その他によって，契約者から通知された

計画の調整を行なうことがあります。

チ　当社は，系統運用上の制約その他によって，低圧で供給する場合を除き，契約者または需要者に給電指令を行なうことがあります。この場合，契約者および需要者は当社の給電指令にしたがっていただきます。

なお，当社は，39（給電指令の実施等）および 76（保安等に対する発電者および需要者の協力）(4)に定める事項その他系統運用上必要な事項について，需要者と別途申合書を作成いたします。

(2)　振替供給の場合

イ　契約者は，当社が系統運用上の必要に応じて当社が指定する計画を求めた場合は，すみやかに，原則として電力広域的運営推進機関を通じて，当社に通知していただきます。

ロ　契約者がイで通知した計画を変更する必要が生じた場合には，すみやかに，原則として電力広域的運営推進機関を通じて，当社に通知していただきます。

ハ　当社は，系統運用上の制約その他によって，契約者に給電指令を行なうことがあります。この場合，契約者は当社の給電指令にしたがっていただきます。

(3)　発電量調整供給の場合

イ　電力量については，次のとおりにしていただきます。

(ｲ)　発電契約者は，別表 11（発電計画・調達計画・販売計画）に定める翌日計画および当日計画の発電計画と調達計画の合計値が 30 分ごとに販売計画の値と一致するようにしていただきます。

(ﾛ)　発電契約者は，発電量調整受電電力量を，30 分ごとに別表 11（発電計画・調達計画・販売計画）に定める翌日計画および当日計画の発電計画と一致するようにしていただきます。

ロ　発電契約者は，発電量調整供給の実施に先だち，発電計画，調達計画および販売計画を当社所定の様式により電力広域的運営推進機関を通じて当社に通知していただきます。この場合，当社は，発電契約者が通知した発電計画，調達計画または販売計画が不適当と認められる場合には，すみやかに適正なものに修正していただきます。

ハ　原則として，発電計画，調達計画および販売計画の通知の期限および通知の内容は別表 11（発電計画・調達計画・販売計画）のとおりといたします。

ニ　発電契約者は，当社が系統運用上の必要に応じてハに定める内容以外の計画を求めた場合は，すみやかに，原則として電力広域的運営推進機関を通じて，当社に通知していただきます。

ホ　当社は，供給設備の状況その他によって，発電契約者から通知された計画の調整を

行なうことがあります。

ヘ　発電契約者は，受電地点において他の発電量調整供給等と同一計量する場合は，発電者と協議のうえ，原則として，ロの発電計画の通知にあわせて，受電地点において計量される電力量の仕訳に係る順位を電力広域的運営推進機関を通じて当社に通知していただきます。

ト　発電契約者がロもしくはニで通知した計画またはへで通知した順位を変更する必要が生じた場合には，すみやかに，原則として電力広域的運営推進機関を通じて，当社に通知していただきます。

なお，発電契約者が希望される場合で，運用方法の基本事項等について当社が確認できるときには，あらかじめ定めた発電場所について，別表 11（発電計画・調達計画・販売計画）に定める当日計画を変更するときに限り，発電者を通じてこの変更を行なうことができます。この場合，当社は，あらかじめ発電契約者および発電者と協議のうえ必要な事項について別途申合書を作成いたします。

チ　当社は，系統運用上の制約その他によって，低圧で受電する場合を除き，発電契約者または発電者に給電指令を行なうことがあります。この場合，発電契約者および発電者は当社の給電指令にしたがっていただきます。

なお，当社は，39（給電指令の実施等）および 76（保安等に対する発電者および需要者の協力）(4)に定める事項その他系統運用上必要な事項について，発電者と別途申合書を作成いたします。

(4)　需要抑制量調整供給の場合

イ　電力量については，次のとおりにしていただきます。

(イ)　需要抑制契約者は，別表 12（需要抑制計画・調達計画・販売計画・ベースライン）に定める翌日計画および当日計画の調達計画が 30 分ごとに販売計画の値と一致するようにしていただきます。

(ロ)　需要抑制契約者は，需要抑制量調整受電電力量を，30 分ごとに別表 12（需要抑制計画・調達計画・販売計画・ベースライン）に定める翌日計画および当日計画の需要抑制計画と一致するようにしていただきます。

ロ　需要抑制契約者は，需要抑制量調整供給の実施に先だち，需要抑制計画，調達計画，販売計画およびベースラインを当社所定の様式により電力広域的運営推進機関を通じて当社に通知していただきます。この場合，当社は，需要抑制契約者が通知した需要抑制計画，調達計画，販売計画およびベースラインが不適当と認められる場合には，すみやかに適正なものに修正していただきます。

ハ　原則として，需要抑制計画，調達計画，販売計画およびベースラインの通知の期限

および通知の内容は別表 12（需要抑制計画・調達計画・販売計画・ベースライン）のとおりといたします。

ニ　需要抑制契約者は，当社が系統運用上の必要に応じてハに定める内容以外の計画を求めた場合は，すみやかに，原則として電力広域的運営推進機関を通じて，当社に通知していただきます。

ホ　当社は，供給設備の状況その他によって，需要抑制契約者から通知された計画の調整を行なうことがあります。

ヘ　需要抑制契約者は，需要抑制を行なう需要場所において他の需要抑制量調整供給とあわせて需要抑制を行なう場合は，需要者と協議のうえ，ロの需要抑制計画の通知にあわせて，需要抑制量調整受電電力量の仕訳に係る順位を電力広域的運営推進機関を通じて当社に通知していただきます。

ト　需要抑制契約者がロもしくはニで通知した計画またはへで通知した順位を変更する必要が生じた場合には,すみやかに,原則として電力広域的運営推進機関を通じて,当社に通知していただきます。

39　給電指令の実施等

(1)　当社は，系統運用上の制約その他によって必要な場合には，38（託送供給等の実施）(3)ホにかかわらず，発電者に定期検査または定期補修の時期を変更していただくことがあります。

(2)　当社は，低圧で受電または供給する場合を除き，次の場合には，契約者，発電契約者，発電者または需要者に給電指令を行ない，発電者の発電もしくは放電または需要者の電気の使用を制限し，もしくは中止し，または振替供給もしくは発電量調整供給の全部もしくは一部を中止することがあります。ただし，緊急やむをえない場合は，当社は，給電指令を行なうことなく，発電者の発電もしくは放電または需要者の電気の使用を制限し，もしくは中止し，または振替供給もしくは発電量調整供給の全部もしくは一部を中止することがあります。

イ　当社が維持および運用する供給設備に故障が生じ，または故障が生ずるおそれがある場合

ロ　当社が維持および運用する供給設備の点検，修繕，変更その他の工事上やむをえない場合

ハ　系統全体の需要が大きく低下し，調整電源による対策の実施にもかかわらず，原子力発電，水力発電（揚水発電を除きます。）または地熱発電を抑制する必要が生じた場合

ニ　振替供給の場合で，当社の供給区域内の需要に対する電気の供給に支障が生じ，または支障が生ずるおそれがあるとき。

ホ　イおよびロ以外の場合で，送電設備および変電設備で構成される電力系統のうち，当社の供給区域における最上位電圧から二階級の送電設備および変電設備で構成される電力系統ならびに当社が指定した電力系統（以下「基幹系統」といいます。）における電気の潮流が系統安定度等にもとづき算定される運用可能な容量を超過し，または超過するおそれがあり，発電設備等の出力を抑制する必要が生じたとき。

ヘ　イおよびロ以外の場合で，送電設備および変電設備で構成される電力系統のうち，基幹系統および当社以外の一般送配電事業者との会社間連系点に至る供給設備以外の電力系統（以下「ローカル系統」といいます。）における電気の潮流が系統安定度等にもとづき算定される運用可能な容量を超過し，または超過するおそれがあり，発電設備等の出力を抑制する必要が生じたとき。

ト　その他電気の需給上または保安上必要がある場合

(3)　当社は，低圧で受電または供給する場合で，(2)イ，ロ，ホ，へまたはトのときには，発電者の発電もしくは放電または需要者の電気の使用を制限し，もしくは中止し，または振替供給もしくは発電量調整供給の全部もしくは一部を中止することがあります。

なお，この場合には，当社は，あらかじめその旨を広告その他によって発電者または需要者にお知らせいたします。ただし，緊急やむをえない場合は，この限りではありません。

(4)　当社は，接続供給において，受電地点を会社間連系点とする電気に係る振替供給契約にもとづく給電指令等により，原則として 30 分ごとの実需給の開始時刻の 1 時間前以降に当該振替供給等の全部または一部を中止された場合（会社間連系点等における電気の潮流が系統安定度等にもとづき算定される運用可能な容量を超過することにともなう場合に限ります。）は，供給地点における電気の供給に系統運用上の制約がある場合を除き，当該振替供給等の中止の解除までの間，これにより生じた小売電気事業，特定送配電事業または自己等への電気の供給の用に供する電気の不足電力の補給にあてるための電気を供給いたします。

(5)　当社は，発電量調整供給において，(2)イ，ロ，ホ，へまたはトの場合で，給電指令等により，原則として 30 分ごとの実需給の開始時刻の 1 時間前以降に発電者の発電もしくは放電を制限し，または中止したときは，供給地点における電気の供給に系統運用上の制約がある場合を除き，当該発電もしくは放電の制限または中止の解除までの間，これにより生じた小売電気事業，特定送配電事業または自己等への電気の供給の用に供する電気の不足電力の補給にあてるための電気を供給いたします。ただし，発電量調整供

給に係る発電設備等が調整電源に該当する場合（当該発電設備等に故障等が生じたときを除きます。）は適用いたしません。

(6)　当社は，発電量調整供給において，(2)ハの場合で，給電指令等により，原則として30分ごとの実需給の開始時刻の1時間前以降に発電者の発電もしくは放電を制限し，または中止したときは，当該発電もしくは放電の制限または中止の解除までの間，これにより生じた小売電気事業，特定送配電事業または自己等への電気の供給の用に供する電気の不足電力の補給にあてるための電気を供給いたします。ただし，発電量調整供給に係る発電設備等が調整電源に該当する場合（当該発電設備等に故障等が生じたときを除きます。）は適用いたしません。

(7)　当社は，(2)または(3)によって，発電者の発電もしくは放電または需要者の電気の使用を制限し，または中止した場合，これにともなう料金の減額は行ないません。

(8)　予備送電サービスの使用を制限し，または中止した場合，これにともなう料金の減額は行ないません。

(9)　当社は，(2)イの場合で，発電量調整供給に係る発電設備等に対してＮ－1電制を実施したときは，これにより生じた小売電気事業，特定送配電事業または自己等への電気の供給の用に供する電気の不足電力量(以下「Ｎ－1電制時調達不足電力量」といいます。)の調達に要した費用の実費相当額に，Ｎ－1 電制が実施された発電設備等を再度起動するために要した燃料費等の費用の実費を加えた金額から，Ｎ－1 電制が実施されなかったとしたときにその発電設備等がＮ－1 電制時調達不足電力量を発電または放電するのに要したであろう費用に相当する金額を差し引いた金額について，電力広域的運営推進機関が認める範囲においてＮ－1 電制オペレーション費用として発電契約者にお支払いいたします。

40　適正契約の保持等

(1)　当社は，契約者，発電契約者，発電者または需要抑制契約者との接続供給契約，振替供給契約，発電量調整供給契約，系統連系受電契約または需要抑制量調整供給契約が使用状態，発電・放電状態または需要抑制状態に比べて不適当と認められる場合には，その契約をすみやかに適正なものに変更していただきます。

(2)　当社は，発電量調整受電電力が契約受電電力または同時最大受電電力をこえる場合には，その契約受電電力または同時最大受電電力をすみやかに適正なものに変更していただきます。

(3)　当社は，31（電力および電力量の算定）(22)もしくは(23)によって算定された値が著しく大きい場合，31（電力および電力量の算定）(20)イもしくは(21)イによって算定された

値が著しく大きい場合，31（電力および電力量の算定）(20)ロもしくは(21)ロによって算定された値が著しく大きい場合（いずれの場合も，給電指令時補給電力量として算定された値を除きます。），31（電力および電力量の算定）(24)もしくは(25)によって算定された値が著しく大きい場合または 31（電力および電力量の算定）(17)のベースラインもしくは分割接続供給における通告電力量が著しく不適当と認められる場合等，契約者との接続供給契約に比べて使用状態が不適当と認められる場合，発電契約者との発電量調整供給契約に比べて発電・放電状態が不適当と認められる場合または需要抑制契約者との需要抑制量調整供給契約に比べて需要抑制状態が不適当と認められる場合には，使用状態，発電・放電状態または需要抑制状態をすみやかに適正なものに修正していただきます。

41 契 約 超 過 金

(1) 契約者が接続送電サービス契約電力，臨時接続送電サービス契約電力または予備送電サービス契約電力をこえて電気を使用された場合には，当社の責めとなる理由による場合を除き，当社は，契約超過電力に接続送電サービスもしくは臨時接続送電サービスの該当基本料金率または予備送電サービスの該当料金率を乗じてえた金額をその１月の力率により割引または割増ししたもの（ただし，予備送電サービス契約電力をこえて電気を使用された場合は，力率による割引または割増しをいたしません。）の 1.5 倍に相当する金額を，契約超過金として契約者から申し受けます。

なお，この場合，契約超過電力とは，その１月の最大需要電力等から接続送電サービス契約電力，臨時接続送電サービス契約電力または予備送電サービス契約電力を差し引いた値といたします。

また，当社が分割接続供給を行なう供給地点において，いずれかの契約者が接続送電サービス契約電力，臨時接続送電サービス契約電力または予備送電サービス契約電力をこえて当社のサービスを利用された場合は，それぞれの契約者に係る接続送電サービス，臨時接続送電サービスまたは予備送電サービスにおける契約超過金とあわせて，33（料金の算定）(12)，(13)または(14)にもとづき料金の調整を行なうために，1 供給地点につき，1 接続送電サービス，1 臨時接続送電サービスまたは 1 予備送電サービスを適用したときの契約超過金を算定し，それぞれの契約者に係る接続送電サービス，臨時接続送電サービスまたは予備送電サービスにおける契約超過金の合計と，1 供給地点につき，1 接続送電サービス，1 臨時接続送電サービスまたは 1 予備送電サービスを適用した場合における契約超過金との間に差が生ずるときは，33（料金の算定）(12)，(13)または(14)に準じて契約超過金の調整を行ないます。

(2)　発電者が同時最大受電電力をこえて発電または放電された場合には，当社の責めとなる理由による場合を除き，当社は，契約超過受電電力に系統連系受電サービスの基本料金率を乗じてえた金額の 1.5 倍に相当する金額を，契約超過金として発電者から申し受けます。

なお，この場合，契約超過受電電力は，次によって受電地点ごとに，発電バランシンググループごとに定めます。

イ　発電場所が 1 発電バランシンググループに属している場合

(イ)　同時最大受電電力が発電設備等に係る供給地点の接続送電サービス契約電力（発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は，1 接続送電サービスを適用したときのその 1 月の接続送電サービス契約電力といたします。）を上回る場合または発電設備等に係る供給地点において電灯定額接続送電サービスが適用されている場合

その 1 月の最大連系電力等から同時最大受電電力を差し引いた値といたします。

(ロ)　同時最大受電電力が発電設備等に係る供給地点の接続送電サービス契約電力（発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は，1 接続送電サービスを適用したときのその 1 月の接続送電サービス契約電力といたします。）を下回る場合

その 1 月の最大連系電力等から発電設備等に係る供給地点の接続送電サービス契約電力（発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は，1 接続送電サービスを適用したときのその 1 月の接続送電サービス契約電力といたします。）を差し引いた値といたします。ただし，差し引いた値が零を下回る場合は，契約超過金を申し受けません。

ロ　発電場所が複数の発電バランシンググループに属している場合

(イ)　同時最大受電電力が発電設備等に係る供給地点の接続送電サービス契約電力（発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は，1 接続送電サービスを適用したときのその 1 月の接続送電サービス契約電力といたします。）を上回る場合または発電設備等に係る供給地点において電灯定額接続送電サービスが適用されている場合

発電バランシンググループごとの契約超過受電電力は，その 1 月の最大連系電力等を契約受電電力の比であん分してえた値から同時最大受電電力を契約受電電力の比であん分してえた値を差し引いた値といたします。

(ロ)　同時最大受電電力が発電設備等に係る供給地点の接続送電サービス契約電力（発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は，1 接続送電

サービスを適用したときのその 1 月の接続送電サービス契約電力といたします。）を下回る場合

発電バランシンググループごとの契約超過受電電力は，その 1 月の最大連系電力等を契約受電電力の比であん分してえた値から発電設備等に係る供給地点のその 1 月の接続送電サービス契約電力（発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は，1 接続送電サービスを適用したときのその 1 月の接続送電サービス契約電力といたします。）を契約受電電力の比であん分してえた値を差し引いた値といたします。ただし，差し引いた値が零を下回る場合は，契約超過金を申し受けません。

ハ　イおよびロにおいて，契約超過受電電力の算定上，次のものについても接続送電サービス契約電力 1 キロワットとみなします。

(ｲ)　臨時接続送電サービス契約電力（発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は，1 臨時接続送電サービスを適用したときの臨時接続送電サービス契約電力といたします。）1 キロワット

(ﾛ)　接続送電サービス契約電流または臨時接続送電サービス契約電流 10 アンペア

ただし，接続送電サービス契約電流が 5 アンペアの場合は，0.5 キロワットとみなし，15 アンペアの場合は，1.5 キロワットとみなします。

(ﾊ)　接続送電サービス契約容量または臨時接続送電サービス契約容量 1 キロボルトアンペア

(ﾆ)　電灯臨時定額接続送電サービスにおける契約負荷設備の総容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，各契約負荷設備ごとに別表 4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）1 キロボルトアンペア

ただし，電灯臨時定額接続送電サービスにおける契約負荷設備の総容量の端数は，小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

(ﾎ)　附則 3（揚水発電設備等が設置された需要場所に接続供給を行なう場合の特別措置）の適用を受けている場合の接続供給課金対象電力（揚水発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は，1 接続送電サービスまたは 1 臨時接続送電サービスを適用したときの接続供給課金対象電力といたします。）1 キロワット

(3)　契約超過金の支払期日および支払方法については，次のとおりといたします。

イ　契約者の場合

契約電力をこえて電気を使用された月の検針日が供給側料金算定日となる日程等別料金（該当する日程等別料金がない場合は，供給側料金算定日が直後の日程等別料金

といたします。）の支払期日までに，原則として，その日程等別料金とあわせて支払っていただきます。

ロ　発電者の場合

同時最大受電電力をこえて発電または放電された月の検針日が受電側料金算定日となる系統連系受電サービス料金（該当する系統連系受電サービス料金がない場合は，受電側料金算定日が直後の系統連系受電サービス料金といたします。）の支払期日までに，原則として，その系統連系受電サービス料金とあわせて支払っていただきます。

42　力 率 の 保 持

(1)　低圧で供給する場合

イ　接続供給における供給地点ごとの力率は，原則として，電灯定額接続送電サービス，電灯標準接続送電サービス，電灯時間帯別接続送電サービス，電灯従量接続送電サービス，電灯臨時定額接続送電サービスまたは電灯臨時接続送電サービスの適用を受ける供給地点については 90 パーセント以上，その他の供給地点については 85 パーセント以上に保持していただきます。

ロ　進相用コンデンサを取り付ける場合は，それぞれの電気機器ごとに取り付けていただきます。ただし，やむをえない事情によって，2 以上の電気機器に対して一括して取り付ける場合は，進相用コンデンサの開放により，軽負荷時の力率が進み力率とならないようにしていただきます。

なお，進相用コンデンサは，別表 13（進相用コンデンサ取付容量基準）を基準として取り付けていただきます。

(2)　高圧または特別高圧で供給する場合

イ　接続供給における供給地点ごとの力率は，原則として 85 パーセント以上に保持していただきます。

なお，軽負荷時には進み力率とならないようにしていただきます。

ロ　当社は，技術上必要がある場合には，進相用コンデンサの開閉をお願いすることおよび接続する進相用コンデンサ容量を協議させていただくことがあります。

なお，この場合の当該供給地点の 1 月の力率は，必要に応じて契約者と当社との協議（分割接続供給の場合は，双方の契約者と当社との協議といたします。）によって定めます。

43　発電場所および需要場所への立入りによる業務の実施

当社は，次の業務を実施するため，発電者の承諾をえて発電者の土地もしくは建物に，

または需要者の承諾をえて需要者の土地もしくは建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合(託送供給または発電量調整供給の終了後の立入りとなる場合を含みます。)には，正当な理由がない限り，立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。

なお，発電者または需要者のお求めに応じ，係員は，所定の証明書を提示いたします。

(1) 受電地点に至るまでの当社の供給設備および供給地点に至るまでの当社の供給設備または計量器等発電場所内および需要場所内の当社の電気工作物の設計，施工（取付けおよび取外しを含みます。），改修または検査

(2) 76（保安等に対する発電者および需要者の協力）によって必要な発電者または需要者の電気工作物の検査等の業務

(3) 不正な電気の使用の防止等に必要な，発電者もしくは需要者の電気機器の試験，契約負荷設備，契約主開閉器もしくはその他電気工作物の確認もしくは検査または発電者もしくは需要者の電気の使用用途の確認

(4) 計量器の検針または計量値の確認

(5) 45（託送供給等の停止），53（契約の廃止）または 55（解約等）により必要な処置

(6) その他この約款によって，接続供給契約，振替供給契約，発電量調整供給契約および系統連系受電契約の成立，変更もしくは終了等に必要な業務または当社の電気工作物に係る保安の確認に必要な業務

44 託送供給等にともなう協力

(1) 発電者または需要者が次の原因等により他者の電気の使用を妨害し，もしくは妨害するおそれがある場合，または当社もしくは他の電気事業者の電気工作物に支障を及ぼし，もしくは支障を及ぼすおそれがある場合（この場合の判定は，その原因となる現象が最も著しいと認められる地点で行ないます。）には，託送供給契約については契約者の，発電量調整供給契約については発電契約者の負担で，必要な調整装置または保護装置を発電場所または需要場所に施設していただくとともに，とくに必要がある場合には，託送供給契約については契約者の，発電量調整供給契約については発電契約者の負担で，当社が供給設備を変更し，または専用供給設備を施設いたします。

イ 負荷等の特性によって各相間の負荷が著しく平衡を欠く場合

ロ 負荷等の特性によって電圧または周波数が著しく変動する場合

ハ 負荷等の特性によって波形に著しいひずみを生ずる場合

ニ 著しい高周波または高調波を発生する場合

ホ その他イ，ロ，ハまたはニに準ずる場合

(2)　発電者または需要者が発電設備等を当社の供給設備に電気的に接続して使用される場合は，(1)に準じて取り扱います。

なお，この場合の料金その他の連系条件は，別に定める発電設備系統連系サービス要綱によります。

45　託送供給等の停止

(1)　契約者，発電契約者，発電者または需要者が次のいずれかに該当する場合には，当社は，当該託送供給または発電量調整供給を停止することがあります。

イ　契約者，発電契約者，発電者または需要者の責めとなる理由により生じた保安上の危険のため緊急を要する場合

ロ　発電場所内または需要場所内の当社の電気工作物を故意に損傷し，または亡失して，当社に重大な損害を与えた場合

ハ　62（引込線の接続）に反して，当社の供給設備と発電者の電気設備または需要者の電気設備との接続を行なった場合

(2)　契約者，発電契約者，発電者または需要者が次のいずれかに該当し，当社が契約者，発電契約者または発電者にその旨を警告しても改めない場合には，当社は，当該託送供給または発電量調整供給を停止することがあります。

イ　契約者，発電契約者，発電者または需要者の責めとなる理由により保安上の危険がある場合

ロ　電気工作物の改変等によって不正に当社の電線路を使用，電気を使用または発電もしくは放電された場合

ハ　契約負荷設備以外の負荷設備によって電気を使用された場合

ニ　動力標準接続送電サービス，動力時間帯別接続送電サービス，動力従量接続送電サービス，動力臨時定額接続送電サービスまたは動力臨時接続送電サービスの場合で，変圧器，発電設備等その他を介して，電灯または小型機器を使用されたとき。

ホ　43（発電場所および需要場所への立入りによる業務の実施）に反して，当社の係員の立入りによる業務の実施を正当な理由なく拒否された場合

ヘ　44（託送供給等にともなう協力）によって必要となる措置を講じられない場合

(3)　契約者，発電契約者または発電者が次のいずれかに該当し，当社が契約者，発電契約者または発電者にその改善を求めた場合で，40（適正契約の保持等）に定める適正契約への変更および適正な使用状態または発電・放電状態への修正に応じていただけないときには，当社は，当該託送供給または発電量調整供給を停止することがあります。

イ　接続送電サービス契約電力をこえて接続送電サービスを使用される場合

ロ　臨時接続送電サービス契約電力をこえて臨時接続送電サービスを使用される場合

ハ　予備送電サービス契約電力をこえて予備送電サービスを使用される場合

ニ　発電量調整受電電力が契約受電電力または同時最大受電電力をこえる場合

ホ　接続供給電力が接続送電サービス契約電力を継続して下回る場合（19〔接続送電サービス〕(3)イ(ニ)に定める電灯従量接続送電サービス，19〔接続送電サービス〕(3)イ(ト)に定める動力従量接続送電サービス，19〔接続送電サービス〕(3)ロ(ハ)に定める高圧従量接続送電サービスまたは19〔接続送電サービス〕(3)ハ(ハ)に定める特別高圧従量接続送電サービスの適用を受ける場合に限ります。）

(4)　発電者または需要者がその他この約款に反した場合には，当社は，当該託送供給または発電量調整供給を停止することがあります。

(5)　(1)から(4)によって当該託送供給または発電量調整供給を停止する場合には，当社は，当社の供給設備または発電者もしくは需要者の電気設備において，託送供給または発電量調整供給の停止のための適当な処置を行ないます。

なお，この場合には，必要に応じて発電者および需要者に協力をしていただきます。

また，停止のための適当な処置を行なう場合には，その旨を文書等により発電者または需要者にお知らせすることがあります。

46　託送供給等の停止の解除

45（託送供給等の停止）によって託送供給または発電量調整供給を停止した場合で，契約者，発電契約者，発電者または需要者がその理由となった事実を解消したときには，当社は，すみやかに当該託送供給または発電量調整供給を再開いたします。

47　託送供給等の停止期間中の料金

45（託送供給等の停止）によって接続供給または発電量調整供給を停止した場合には，その停止期間中については，まったく電気を使用しない場合またはまったく発電もしくは放電しない場合の月額料金を33（料金の算定）により日割計算をして，料金を算定いたします。

48　違　約　金

(1)　契約者，発電契約者，発電者または需要者が次のいずれかに該当し，そのために料金の全部または一部の支払いを免れた場合には，当社は，その免れた金額の3倍に相当する金額を，違約金として接続供給契約については契約者から，発電量調整供給契約については発電契約者から，系統連系受電契約については発電者から申し受けます。

イ　1（適用）に定める用途以外の用途に電気を使用された場合

ロ　45（託送供給等の停止）(2)ロ，ハまたはニの場合

(2)　(1)の免れた金額は，この約款に定められた供給条件にもとづいて算定された金額と，不正な使用方法または発電・放電方法にもとづいて算定された金額との差額といたします。

(3)　不正に使用した期間または不正に発電もしくは放電した期間が確認できない場合は，6月以内で当社が決定した期間といたします。

49　損害賠償の免責

(1)　11（託送供給等の開始）(2)によって託送供給または電力量調整供給の開始日を変更した場合，39（給電指令の実施等）によって発電者の発電もしくは放電または需要者の電気の使用を制限し，もしくは中止した場合，または発電者の発電設備等に連系する当社の供給設備の事故により発電者の発電もしくは放電を制限し，または中止した場合で，それが当社の責めとならない理由によるものであるときには，当社は，契約者，発電契約者，需要抑制契約者，発電者または需要者の受けた損害について賠償の責めを負いません。

(2)　45（託送供給等の停止）によって託送供給もしくは発電量調整供給を停止した場合または55（解約等）によって接続供給契約，振替供給契約，発電量調整供給契約，系統連系受電契約もしくは需要抑制量調整供給契約を解約した場合には，当社は，契約者，発電契約者，需要抑制契約者，発電者または需要者の受けた損害について賠償の責めを負いません。

(3)　45（託送供給等の停止）によって停止のための適当な処置を行なう旨を文書等により発電者もしくは需要者にお知らせした場合または55（解約等）によって契約者もしくは発電契約者が 55（解約等）(1)ロに該当する旨を文書等により発電者もしくは需要者にお知らせした場合には，当社は，契約者，発電契約者，需要抑制契約者，発電者または需要者の受けた損害について賠償の責めを負いません。

(4)　当社に故意または過失がある場合を除き，当社は，契約者，発電契約者，需要抑制契約者，発電者または需要者が漏電その他の事故により受けた損害について賠償の責めを負いません。

50　設 備 の 賠 償

契約者，発電契約者，発電者または需要者が故意または過失によって，発電場所内または需要場所内の当社の電気工作物，電気機器その他の設備を損傷し，または亡失した場合

は，その設備について次の金額を託送供給契約については契約者に，発電量調整供給契約については発電契約者に賠償していただきます。

(1)　修理可能の場合

修理費

(2)　亡失または修理不可能の場合

帳簿価額と取替工費との合計額

Ⅵ　契約の変更および終了

51　契 約 の 変 更

(1)　接続供給契約，振替供給契約，発電量調整供給契約，系統連系受電契約または需要抑制量調整供給契約の内容に変更が生じる場合は，Ⅱ（契約の申込み）に定める新たに接続供給契約，振替供給契約，発電量調整供給契約，系統連系受電契約または需要抑制量調整供給契約を希望される場合に準じて接続供給契約，振替供給契約，発電量調整供給契約，系統連系受電契約または需要抑制量調整供給契約を変更するものとし，すみやかに当社に変更を申し出ていただきます。

(2)　契約電力等，契約受電電力または同時最大受電電力の減少を希望される場合の(1)による契約の変更は，次のとおりといたします。

ただし，当社の供給設備を同一条件で継続して利用または反復して利用されることが想定されるにもかかわらず，発電契約者から，発電設備等の検査，補修，休止等の理由により契約受電電力または同時最大受電電力の減少の申出がある場合は，正当な理由がない限り，契約受電電力または同時最大受電電力の減少はできないものといたします。

イ　契約者または発電契約者は，あらかじめ契約電力等，契約受電電力または同時最大受電電力の減少希望日を定めて，当社に申し出ていただきます。この場合，当社は，原則として，契約者または発電契約者が申し出た契約電力等，契約受電電力または同時最大受電電力の減少希望日に契約電力等，契約受電電力または同時最大受電電力を減少させるための適当な処置を行ないます。

ロ　契約電力等，契約受電電力または同時最大受電電力は，次の場合を除き，契約者または発電契約者が当社に申し出た減少希望日に減少いたします。

(イ)　当社が契約者または発電契約者からの申出を減少希望日の翌日以降に受けた場合は，申出を受けた日に契約電力等，契約受電電力または同時最大受電電力が減少したものといたします。

(ロ)　当社の責めとならない理由（非常変災等の場合を除きます。）により契約電力等，契約受電電力または同時最大受電電力を減少させるための処置ができない場合は，契約電力等，契約受電電力または同時最大受電電力を減少させるための処置が可能となった日に減少するものといたします。

(3)　低圧で供給する場合で，需要者が小売電気事業者の変更を希望され，契約者が接続供給契約を変更するときの(1)による接続供給契約の変更は，次のとおりといたします。

イ　需要者への電気の供給を廃止される契約者は，あらかじめ当該需要者に係る供給地

点への託送供給の廃止希望日を定めて，当社に申し出ていただきます。ただし，廃止申込みがロの開始申込みより先だって行なわれた場合で，当該需要者への電気の供給を新たに開始される契約者からの当該供給地点への託送供給の開始の申込みが廃止希望日の２暦日前から起算して８営業日前の日の１暦日前（記録型計量器を取り付けている場合は廃止希望日の２暦日前から起算して１営業日前の日の１暦日前といたします。）までに行なわれなかったときには，当社は，当該廃止申込みの承諾を取り消します。

また，廃止日は，当該供給地点への電気の供給を新たに開始される契約者が当社と定めた開始日と同一の日といたします。

ロ　需要者への電気の供給を新たに開始される契約者は，あらかじめ当該需要者に係る供給地点への託送供給の開始希望日を定めて，当社に申し出ていただきます。この場合，当社は，契約者と協議のうえ開始日を定めます。ただし，開始申込みが廃止申込みより先だって行なわれた場合で，当該需要者への電気の供給を廃止される契約者からの当該供給地点への託送供給の廃止の申込みが開始希望日の２暦日前から起算して８営業日前の日の１暦日前（記録型計量器を取り付けている場合は廃止希望日の２暦日前から起算して１営業日前の日の１暦日前といたします。）までに行なわれなかったときには，当社は，当該開始申込みの承諾を取り消します。

ハ　イおよびロにおける営業日は，当社が定めるものとし，契約者にお知らせいたします。

(4)　分割接続供給の場合で，いずれかの契約者に係る接続供給契約の内容に変更が生ずるときは，あらかじめ双方の契約者で協議のうえ，すみやかに当社に変更を申し出ていただきます。

なお，分割接続供給に係る接続供給契約の開始または変更後１年に満たない場合，９（検討および契約の申込み）(4)イ(ヲ)ａ，ｂおよびｄの事項の変更はできないものといたします。

(5)　需要抑制量調整供給契約の場合で，需要者が電力需給に関する契約等を締結している契約者を変更されたときは，需要抑制契約者からの申出がない場合であっても，当社は，需要者の需要場所に係る需要抑制量調整供給を終了させるための処置を行なうことがあります。

なお，この場合には，当社が当該需要場所に係る需要抑制量調整供給を終了させるための処置を行なった日に需要抑制量調整供給契約は変更され，または消滅するものといたします。

(6)　混雑緩和希望者提起による系統増強プロセス（以下「混雑緩和プロセス」といいます。）

により供給設備の変更を希望される場合で，発電契約者が発電量調整供給契約を変更するときの(1)による発電量調整供給契約の変更は，次のとおりといたします。

イ　事前照会の申込み

(ｲ)　発電契約者は，混雑緩和プロセスの概要検討（以下「概要検討」といいます。）の申込みに先だち，当社所定の様式により，混雑緩和プロセスの事前照会（以下「事前照会」といいます。）の申込みをしていただきます。

(ﾛ)　当社は，原則として事前照会の申込みから 2 月以内に検討結果をお知らせいたします。

ロ　概要検討の申込み

(ｲ)　発電契約者は，混雑緩和プロセス開始の申込みに先だち，当社所定の様式により，イ(ﾛ)の検討結果をお知らせした日から 2 月以内に概要検討の申込みをしていただきます。

(ﾛ)　当社は，原則として概要検討の申込みから 3 月以内に検討結果をお知らせいたします。

(ﾊ)　当社は，1 受電地点 1 検討につき 22 万円を検討料として，概要検討の申込み時に発電契約者から申し受けます。

ハ　混雑緩和プロセス開始の申込み

発電契約者が混雑緩和プロセスを希望される場合で，電力広域的運営推進機関送配電等業務指針に定める混雑緩和プロセスに関する保証金（以下「混雑緩和プロセスに関する保証金」といい，その金額は電力広域的運営推進機関業務規程に定める方法により算定いたします。）を要するときは，混雑緩和プロセスに関する保証金をお支払いいただき，ロ(ﾛ)の検討結果をお知らせした日から 1 月以内に混雑緩和プロセス開始の申込みをしていただきます。

なお，発電契約者が追加混雑緩和希望者の募集が開始された混雑緩和プロセスへ参加を希望される場合で，混雑緩和プロセスに関する保証金を要するときは，混雑緩和プロセスに関する保証金をお支払いいただき，募集開始日から 2 月以内に応募をしていただきます。

また，混雑緩和プロセスにもとづき工事費負担金補償金を定める場合は，当社と工事費負担金の補償に関する契約を締結していただきます。

52　名 義 の 変 更

合併その他の原因によって，新たな契約者，発電契約者，発電者または需要抑制契約者が，それまで託送供給または電力量調整供給を受けていた契約者，発電契約者，発電者ま

たは需要抑制契約者の当社に対する接続供給契約もしくは振替供給契約，発電量調整供給契約，系統連系受電契約または需要抑制量調整供給契約についてのすべての権利義務を受け継ぎ，引き続き託送供給または電力量調整供給を希望される場合は，名義変更の手続きによることができます。この場合には，新たな契約者，発電契約者，発電者または需要抑制契約者は，その旨を当社へ文書により申し出ていただきます。ただし，新たな契約者，発電契約者または発電者が，それまで託送供給を受けていた契約者の当社に対する自己等への電気の供給の用に供するための接続供給契約もしくは振替供給契約，発電量調整供給契約または系統連系受電契約についてのすべての権利義務を受け継ぎ，引き続き当該接続供給契約もしくは当該振替供給契約，当該発電量調整供給契約または当該系統連系受電契約を希望される場合は，8（契約の要件）(1)リに定める要件を満たすことを文書により証明できるときに限り，名義変更の手続きによることができます。

53 契 約 の 廃 止

(1) 契約者が接続供給契約もしくは振替供給契約を廃止しようとされる場合，発電契約者が発電量調整供給契約を廃止しようとされる場合，発電者が系統連系受電契約を廃止しようとされる場合または需要抑制契約者が需要抑制量調整供給契約を廃止しようとされる場合は，契約者，発電契約者，発電者または需要抑制契約者は，あらかじめその廃止期日を定めて，当社に通知していただきます。この場合，当社は，原則として，契約者または発電契約者から通知された廃止期日に，当社の供給設備または発電者もしくは需要者の電気設備において，託送供給または発電量調整供給を終了させるための適当な処置を行ないます。

なお，この場合には，必要に応じて発電者および需要者に協力をしていただきます。

(2) 当社の供給設備を継続して利用または反復して利用されることが想定されるにもかかわらず，発電契約者または発電者から，発電設備等の検査，補修，休止等の理由により発電量調整供給契約または系統連系受電契約の廃止の申出がある場合は，正当な理由がない限り，(1)にかかわらず，発電量調整供給契約または系統連系受電契約の廃止はできないものといたします。

(3) 接続供給契約，振替供給契約，発電量調整供給契約，系統連系受電契約または需要抑制量調整供給契約は，55（解約等）および次の場合を除き，契約者，発電契約者，発電者または需要抑制契約者が当社に通知された廃止期日に消滅いたします。

イ 当社が契約者，発電契約者，発電者または需要抑制契約者の廃止通知を廃止期日の翌日以降に受けた場合は，通知を受けた日に接続供給契約，振替供給契約，発電量調整供給契約，系統連系受電契約または需要抑制量調整供給契約が消滅したものといた

します。

ロ　当社の責めとならない理由（非常変災等の場合を除きます。）により託送供給または発電量調整供給を終了させるための処置ができない場合は，接続供給契約，振替供給契約，発電量調整供給契約または系統連系受電契約は，託送供給または発電量調整供給を終了させるための処置が可能となった日に消滅するものといたします。

(4)　分割接続供給の場合で，いずれかの契約者に係る接続供給契約を廃止しようとするときは，あらかじめ双方の契約者で協議のうえ，(1)に準じて接続供給契約の廃止を申し出ていただきます。

なお，一方の契約者に係る接続供給契約が廃止された場合，当社は，原則として，他の一方の契約者へ当該供給地点におけるすべての電気について接続供給を行なうことといたします。この場合，当該供給地点においてすべての電気について接続供給を受ける契約者は，51（契約の変更）(1)に準じて接続供給契約を変更していただきます。

(5)　発電量調整供給契約または系統連系受電契約の場合で，発電量調整供給契約または系統連系受電契約を締結している発電場所と同一の場所である需要場所において締結している接続供給契約（発電設備等に係る供給地点の接続供給契約に限ります。）が廃止されたときは，発電契約者または発電者からの申出がない場合であっても，当社は，当該発電場所に係る発電量調整供給を終了させるための処置を行ないます。

なお，この場合には，当社が当該発電場所に係る発電量調整供給を終了させるための処置を行なった日に発電量調整供給契約および系統連系受電契約は変更され，または消滅するものといたします。

(6)　需要抑制量調整供給契約の場合で，需要者が電力需給に関する契約等を締結している契約者が契約を廃止されたときは，需要抑制契約者からの申出がない場合であっても，当社は，需要者の需要場所に係る需要抑制量調整供給を終了させるための処置を行なうことがあります。

なお，この場合には，当社が当該需要場所に係る需要抑制量調整供給を終了させるための処置を行なった日に需要抑制量調整供給契約は変更され，または消滅するものといたします。

54　供給開始後の契約の消滅または変更にともなう料金および工事費の精算

(1)　次の場合には，当社は，接続供給契約の消滅または変更の日に料金および工事費を契約者に，発電量調整供給契約の消滅または変更の日に料金および工事費を発電契約者に，それぞれ精算していただきます。

なお，この場合は，受電地点または供給地点ごとに精算するものといたします。ただ

し，分割接続供給の場合は，供給地点に係る接続供給契約ごとに精算するものといたします。

イ　接続供給の場合

(イ)　低圧で供給する場合

a　契約者が接続送電サービス契約電力，接続送電サービス契約電流または接続送電サービス契約容量を新たに設定し，または増加された後1年に満たないでこれを消滅させる場合は，それまでの期間の接続送電サービス料金について，さかのぼって，新たに設定し，または増加された接続送電サービス契約電力，接続送電サービス契約電流または接続送電サービス契約容量分につき，電灯標準接続送電サービス，電灯時間帯別接続送電サービスまたは電灯従量接続送電サービスの適用を受けていた場合は該当料金の 10 パーセントを割増ししたものを適用し，動力標準接続送電サービス，動力時間帯別接続送電サービスまたは動力従量接続送電サービスの適用を受けていた場合は該当料金の 20 パーセントを割増ししたものを適用いたします。

また，当社は，契約者が接続送電サービス契約電力，接続送電サービス契約電流または接続送電サービス契約容量を新たに設定し，または増加されたことにともない新たに施設した供給設備について，73（臨時工事費）の臨時工事費として算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額を精算いたします。

なお，増加後に消滅させる場合には，それぞれの接続供給電力量は，接続送電サービス契約電力，接続送電サービス契約電流または接続送電サービス契約容量の増加分と残余分の比であん分したものといたします。

b　契約者が接続送電サービス契約電力，接続送電サービス契約電流または接続送電サービス契約容量を新たに設定し，または増加された後1年に満たないでこれを減少しようとされる場合は,それまでの期間の接続送電サービス料金について,さかのぼって，減少される接続送電サービス契約電力，接続送電サービス契約電流または接続送電サービス契約容量分につき，電灯標準接続送電サービス，電灯時間帯別接続送電サービスまたは電灯従量接続送電サービスの適用を受けていた場合は該当料金の 10 パーセントを割増ししたものを適用し，動力標準接続送電サービス，動力時間帯別接続送電サービスまたは動力従量接続送電サービスの適用を受けていた場合は該当料金の 20 パーセントを割増ししたものを適用いたします。

また，当社の供給設備のうち接続送電サービス契約電力，接続送電サービス契約電流または接続送電サービス契約容量の減少に見合う部分について，73（臨時

工事費）の臨時工事費として算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額を精算いたします。

なお，この場合には，それぞれの接続供給電力量は，接続送電サービス契約電力，接続送電サービス契約電流または接続送電サービス契約容量の減少分と残余分の比であん分したものといたします。

c　当社が将来の需要等を考慮して供給設備を常置する場合は，ａおよびｂにかかわらず精算いたしません。

d　電灯定額接続送電サービスの適用を受ける場合の料金および工事費の精算は，ａ，ｂおよびｃに準ずるものといたします。

(ﾛ)　高圧または特別高圧で供給する場合

a　契約者が接続送電サービス契約電力または予備送電サービス契約電力を新たに設定し，または増加された後１年に満たないでこれを消滅させる場合は，それまでの期間の接続送電サービス料金または予備送電サービス料金について，さかのぼって，新たに設定し，または増加された契約電力分につき該当料金の 20 パーセントを割増ししたものを適用いたします。また，当社は，契約者が接続送電サービス契約電力または予備送電サービス契約電力を新たに設定し，または増加されたことにともない新たに施設した供給設備について，73（臨時工事費）の臨時工事費として算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額を精算いたします。

なお，増加後に消滅させる場合には，それぞれの接続供給電力量は，接続送電サービス契約電力の増加分と残余分の比であん分したものといたします。

b　契約者が接続送電サービス契約電力または予備送電サービス契約電力を新たに設定し，または増加された後１年に満たないでこれを減少しようとされる場合は，それまでの期間の接続送電サービス料金または予備送電サービス料金について，さかのぼって，減少契約電力分につき該当料金の 20 パーセントを割増ししたものを適用いたします。また，当社の供給設備のうち接続送電サービス契約電力または予備送電サービス契約電力の減少に見合う部分について，73(臨時工事費)の臨時工事費として算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額を精算いたします。

なお，この場合には，それぞれの接続供給電力量は，接続送電サービス契約電力の減少分と残余分の比であん分したものといたします。

c　分割接続供給の場合は，ａおよびｂにかかわらず，次のとおりといたします。

(a)　契約者が，1 供給地点につき，1 接続送電サービスまたは 1 予備送電サービス

を適用した場合の接続送電サービス契約電力または予備送電サービス契約電力を新たに設定し，または増加された後 1 年に満たないでこれを消滅させる場合は，それまでの期間の双方の契約者に係る接続送電サービス料金または予備送電サービス料金および 1 供給地点につき，1 接続送電サービスまたは 1 予備送電サービスを適用した場合の接続送電サービス料金または予備送電サービス料金について，さかのぼって，新たに設定し，または増加された契約電力分につき該当料金の 20 パーセントを割増ししたものを適用いたします。また，当社は，契約者が，1 供給地点につき，1 接続送電サービスまたは 1 予備送電サービスを適用した場合の接続送電サービス契約電力または予備送電サービス契約電力を新たに設定し，または増加されたことにともない新たに施設した供給設備について，73（臨時工事費）の臨時工事費として算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額を，双方の契約者と当社との協議によって，一方または双方の契約者と精算いたします。

なお，増加後に消滅させる場合には，それぞれの接続供給電力量は，接続送電サービス契約電力の増加分と残余分の比であん分したものといたします。

(b) 契約者が，1 供給地点につき，1 接続送電サービスまたは 1 予備送電サービスを適用した場合の接続送電サービス契約電力または予備送電サービス契約電力を新たに設定し，または増加された後 1 年に満たないでこれを減少しようとされる場合は，それまでの期間の双方の契約者に係る接続送電サービス料金または予備送電サービス料金および 1 供給地点につき，1 接続送電サービスまたは 1 予備送電サービスを適用した場合の接続送電サービス料金または予備送電サービス料金について，さかのぼって，減少契約電力分につき該当料金の 20 パーセントを割増ししたものを適用いたします。また，当社の供給設備のうち，1 供給地点につき，1 接続送電サービスまたは 1 予備送電サービスを適用した場合の接続送電サービス契約電力または予備送電サービス契約電力の減少に見合う部分について，73（臨時工事費）の臨時工事費として算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額を，双方の契約者と当社との協議によって，一方または双方の契約者と精算いたします。

なお，この場合には，それぞれの接続供給電力量は，接続送電サービス契約電力の減少分と残余分の比であん分したものといたします。

(c) (a)または(b)で料金の精算を行なう場合で，それぞれの契約者に係る接続送電サービス料金の合計と，1 供給地点につき，1 接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービス料金との間に差が生ずるときは，33（料金の算定）(12)に

準じて接続送電サービス料金の調整を行ない，それぞれの契約者に係る予備送電サービス料金の合計と，1 供給地点につき，1 予備送電サービスを適用した場合の予備送電サービス料金との間に差が生ずるときは，33（料金の算定）(14)に準じて予備送電サービス料金の調整を行ないます。

(ハ) 19（接続送電サービス）(2)イ(イ)によって接続送電サービス契約電力を定める契約者（19〔接続送電サービス〕(2)ニで需要者の発電設備の検査，補修または事故〔停電による停止等を含みます。〕により生じた不足電力の補給にあてるための電気の供給分以外の供給分について，19〔接続送電サービス〕(2)イ(イ)に準じて定める契約者を含みます。）が，需要場所における受電設備等を新たに設定し，または需要場所における受電設備の総容量等を増加された日以降 1 年に満たないで接続送電サービス契約電力を消滅させ，または 19（接続送電サービス）(2)イ(イ) c により接続送電サービス契約電力を減少しようとされる場合は，(イ)または(ロ)に準ずるものといたします。この場合，(イ)または(ロ)にいう接続送電サービス契約電力を新たに設定するとは，需要場所における受電設備等を新たに設定することとし，接続送電サービス契約電力を増加するとは，需要場所における受電設備の総容量等を増加することとし，接続送電サービス契約電力を減少するとは，19（接続送電サービス）(2)イ(イ) c により接続送電サービス契約電力を減少することといたします。

ロ 発電量調整供給の場合

(イ) 発電契約者が契約受電電力，同時最大受電電力または予備送電サービス契約電力を新たに設定し，または増加された後 1 年に満たないでこれを消滅させる場合は，新たに施設した当社の供給設備を撤去する場合の諸工費から，その撤去後の資材の残存価額を差し引いた金額を申し受けます。

(ロ) 発電契約者が契約受電電力，同時最大受電電力または予備送電サービス契約電力を新たに設定し，または増加された後 1 年に満たないでこれを減少しようとされる場合は，当社の供給設備のうち契約受電電力，同時最大受電電力または予備送電サービス契約電力の減少に見合う部分について，新たに施設した当社の供給設備を撤去する場合の諸工費から，その撤去後の資材の残存価額を差し引いた金額を申し受けます。

(2) 発電者または需要者が当社の供給設備を同一の使用形態で利用され，利用されてからの期間が 1 年以上になる場合には，1 年以上利用される契約電力等に見合う部分については，(1)にかかわらず精算いたしません。

なお，接続供給契約または発電量調整供給契約の消滅または変更の日以降に 1 年以上にならないことが明らかになった場合には，明らかになった日に(1)に準じて精算を行

ないます。

(3)　非常変災等やむをえない理由による場合は，(1)にかかわらず精算いたしません。

55 解　約　等

(1)　当社は，次の場合には，接続供給契約，振替供給契約，発電量調整供給契約，系統連系受電契約または需要抑制量調整供給契約を解約することがあります。

なお，系統連系受電契約を解約した場合には，当該発電場所に係る発電量調整供給契約は変更され，または消滅するものといたします。

この場合には，その旨を文書により契約者，発電契約者，発電者または需要抑制契約者にお知らせいたします。

また，契約者，発電契約者，発電者または需要抑制契約者がロに該当する場合は，その旨を文書等により発電者，需要者または需要者と電力需給に関する契約等を締結している契約者にお知らせすることがあります。

イ　45（託送供給等の停止）によって託送供給または発電量調整供給を停止された契約者，発電契約者，発電者または需要者が当社の定めた期日までにその理由となった事実を解消されない場合

ロ　契約者，発電契約者，発電者または需要抑制契約者が次のいずれかに該当する場合

(イ)　料金を支払期日を経過してなお支払われない場合

(ロ)　発電契約者と当社が，発電者の料金，延滞利息および契約超過金の支払いに関する期日をあらかじめ定めた場合で，あらかじめ定めた支払いに関する期日を経過してなお引き渡されないとき。

(ハ)　他の接続供給契約（既に消滅しているものを含みます。），発電量調整供給契約（既に消滅しているものを含みます。），系統連系受電契約（既に消滅しているものを含みます。）または需要抑制量調整供給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を支払期日を経過してなお支払われない場合

(ニ)　料金以外の債務を支払われない場合

(ホ)　当社と締結する他の契約（既に消滅しているものを含みます。）にもとづく料金等の金銭債務を支払われない場合

ハ　契約者，発電契約者，発電者または需要抑制契約者が次のいずれかに該当し，当社が契約者，発電契約者，発電者または需要抑制契約者にその改善を求めた場合で，40（適正契約の保持等）に定める適正契約への変更および適正な使用状態，発電・放電状態または需要抑制状態への修正に応じていただけないとき。

(イ)　8（契約の要件）を欠くに至った場合

(ロ)　接続供給の場合で，頻繁に接続対象電力量と接続対象計画電力量との間に著しい差が生じるとき。

(ハ)　発電量調整供給の場合で，頻繁に発電量調整受電電力量と発電量調整受電計画電力量との間に著しい差が生じるとき。

(ニ)　需要抑制量調整供給の場合で，頻繁に需要抑制量調整受電電力量と需要抑制量調整受電計画電力量との間に著しい差が生じるとき。

(ホ)　需要抑制量調整供給の場合で，頻繁にベースラインが著しく不適当と認められるとき。

(ヘ)　発電量調整受電電力が契約受電電力または同時最大受電電力をこえる場合

(ト)　その他この約款に反した場合

(2)　分割接続供給の場合で，一方の契約者に係る接続供給契約が(1)によって解約されたときは，当社は，原則として，他の一方の契約者へ当該供給地点におけるすべての電気について接続供給を行なうことといたします。この場合，当該供給地点においてすべての電気について接続供給を受ける契約者は，51（契約の変更）(1)に準じて接続供給契約を変更していただきます。

(3)　需要者がその需要場所から移転され，電気を使用されていないことが明らかな場合には，契約者または需要抑制契約者からの申出がない場合であっても，当社は，当該需要場所に係る接続供給および需要抑制量調整供給を終了させるための処置を行なうことがあります。

この場合，当社が当該需要場所に係る接続供給および需要抑制量調整供給を終了させるための処置を行なった日に接続供給契約および需要抑制量調整供給契約は変更され，または消滅するものといたします。

(4)　発電者がその発電場所において，その発電場所に係る設備の保全の意思がないことまたは今後も発電もしくは放電しないことが明らかな場合には，発電契約者または発電者からの申出がない場合であっても，当社は，当該発電場所に係る発電量調整供給を終了させるための処置を行なうことがあります。

この場合，当社が当該発電場所に係る発電量調整供給を終了させるための処置を行なった日に発電量調整供給契約および系統連系受電契約は変更され，または消滅するものといたします。

(5)　発電場所が複数の発電バランシンググループに属しており，かつ，発電者の料金その他を支払期日を経過してなお支払われない場合で，系統連系受電契約を解約したときは，当該発電契約者からの申出がない場合であっても，発電量調整供給契約を変更していただくものとし，当社は，その旨を発電契約者に通知いたします。

なお，発電契約者と同一の者である発電者の場合は，当該発電契約者との発電量調整供給契約は変更され，または消滅するものといたします。

(6) 発電量調整供給契約または系統連系受電契約の場合で，発電量調整供給契約または系統連系受電契約を締結している発電場所と同一の場所である需要場所において締結している接続供給契約（発電設備等に係る供給地点の接続供給契約に限ります。また，分割接続供給の場合は，当該供給地点に係るすべての接続供給契約といたします。）が(1)によって解約されたときは，発電契約者または発電者からの申出がない場合であっても，当社は，当該発電場所に係る発電量調整供給を終了させるための処置を行ないます。

この場合，当社が当該発電場所に係る発電量調整供給を終了させるための処置を行なった日に発電量調整供給契約および系統連系受電契約は変更され，または消滅するものといたします。

56 契約消滅後の債権債務関係

接続供給契約，振替供給契約，発電量調整供給契約，系統連系受電契約または需要抑制量調整供給契約期間中の料金その他の債権債務は，接続供給契約，振替供給契約，発電量調整供給契約，系統連系受電契約または需要抑制量調整供給契約の消滅によっては消滅いたしません。

Ⅷ　受電方法および供給方法ならびに工事

57　受電地点，供給地点および施設

(1)　受 電 地 点

イ　電気の受電地点は，当社の供給設備と発電者の電気設備との接続点といたします。ただし,発電者の電気設備が当社の供給設備と電気的に接続しない場合の受電地点は,会社間連系点といたします。

ロ　受電地点は，会社間連系点を受電地点とする場合を除き，発電場所内の地点とし，当社の供給設備から最短距離にある場所を基準として発電契約者と当社との協議によって定めます。ただし，次の場合には，発電契約者と当社との協議により，発電場所以外の地点を受電地点とすることがあります。

(ｲ)　山間地，離島にある発電場所等，当社の電線路から遠隔地にあって将来においても周辺地域に他の発電設備等の設置が見込まれない発電場所から電気を受電する場合

(ﾛ)　当社の立入りが困難な発電場所から電気を受電する場合

(ﾊ)　1 建物内の 2 以上の発電場所から電気を受電する場合で各発電場所までの電気設備が当社の管理の及ばない場所を通過することとなるとき。

(ﾆ)　59（地中引込線）(4)により地中引込線によって電気を受電する場合

(ﾎ)　その他特別の事情がある場合

(2)　供 給 地 点

イ　接続供給の場合

(ｲ)　供給地点は，当社の供給設備と需要者の電気設備との接続点といたします。

(ﾛ)　供給地点は，需要場所内の地点とし，当社の供給設備から最短距離にある場所を基準として契約者と当社との協議によって定めます。ただし，次の場合には，契約者と当社との協議により，需要場所以外の地点を供給地点とすることがあります。

a　山間地，離島にある需要場所等，当社の電線路から遠隔地にあって将来においても周辺地域に他の需要が見込まれない需要場所に対して電気を供給する場合

b　当社の立入りが困難な需要場所に対して電気を供給する場合

c　1 建物内の 2 以上の需要場所に電気を供給する場合で各需要場所までの電気設備が当社の管理の及ばない場所を通過することとなるとき。

d　59（地中引込線）(4)により地中引込線によって電気を供給する場合

e　その他特別の事情がある場合

ロ　振替供給の場合

供給地点は，会社間連系点といたします。

(3)　受電地点に至るまでの供給設備および供給地点に至るまでの供給設備（保安通信設備を含みます。）は，当社の所有とし，工事費負担金または臨時工事費として申し受ける金額を除き，当社の負担で施設いたします。

なお，当社は，発電者または需要者（共同引込線による引込みで電気を受電または供給する複数の発電者または需要者を含みます。）のみのために発電者または需要者の土地または建物に引込線，接続装置等の供給設備を施設する場合は，その施設場所を発電者または需要者から無償で提供していただきます。

(4)　付帯設備（(3)により発電者または需要者の土地または建物に施設される供給設備を支持し，または収納する工作物およびその供給設備の施設上必要な発電者または需要者の建物に付合する設備をいいます。）は，原則として，託送供給のために施設する場合は，契約者の負担により，契約者で施設していただき，発電量調整供給のために施設する場合は，発電契約者の負担により，発電契約者で施設していただきます。この場合には，当社が付帯設備を無償で使用できるものといたします。

(5)　特定送配電事業を営む者が維持および運用する電線路に複数の発電場所または複数の需要場所が接続する場合の受電地点または供給地点は，(1)または(2)に準じて契約者または発電契約者と当社との協議によって定めます。この場合，当該複数の発電場所または複数の需要場所につき，1受電地点または1供給地点といたします。

58　架空引込線

(1)　当社の供給設備と発電者または需要者の電気設備との接続を引込線によって行なう場合には，原則として架空引込線によるものとし，発電者または需要者の建造物または補助支持物の引込線取付点までは，当社が施設いたします。

(2)　引込線取付点は，当社の供給設備の最も適当な支持物から原則として最短距離の場所であって，堅固に施設できる点を契約者または発電契約者と当社との協議によって定めます。

(3)　受電地点または供給地点から発電者または需要者の引込開閉器に至るまでの配線（以下「引込口配線」といいます。）は，託送供給のために施設する場合は，契約者の負担により，契約者で施設していただき，発電量調整供給のために施設する場合は，発電契約者の負担により，発電契約者で施設していただきます。

(4)　引込線を取り付けるため発電場所内または需要場所内に設置する引込小柱等の補助支持物は，託送供給のために施設する場合は，契約者の負担により，契約者で施設して

いただき，発電量調整供給のために施設する場合は，発電契約者の負担により，発電契約者で施設していただきます。この場合には，当社が補助支持物を無償で使用できるものといたします。

(5)　当社は，原則として発電者または需要者の承諾をえて，次により，発電者または需要者の引込小柱等の補助支持物を使用して他の発電者から電気を受電または他の需要者へ電気を供給することがあります。

イ　当社は，発電者または需要者の補助支持物を使用して，他の発電者または他の需要者への引込線を施設いたします。この場合，その補助支持物から最短距離の場所にある発電者または需要者の建造物または補助支持物の取付点に至るまでの引込口配線は引込線とし，その引込線および補助支持物の管理（材料費の負担を含みます。）は当社が行ないます。また，受電地点または供給地点は，発電者または需要者へ引き込むための引込線の終端に変更いたします。

ロ　イにより当社が管理を行なう引込線または補助支持物を改修し，または撤去する場合は，当社が工事を行なうものとし，この場合に生ずる撤去材料は，原則として，発電者または需要者にお返しいたします。また，これにともない新たに施設される場合の引込線または補助支持物は，当社の所有とし，当社の負担で施設いたします。

59　地 中 引 込 線

(1)　架空引込線を施設することが法令上認められない場合または技術上，経済上もしくは地域的な事情により不適当と認められる場合で，当社の供給設備と発電者または需要者の電気設備との接続を地中引込線によって行なうときには，次のイまたはロの最も当社の供給設備に近い接続点までを当社が施設いたします。

イ　発電者が発電場所内に施設する開閉器，断路器もしくは接続装置の接続点または需要者が需要場所内に施設する開閉器，断路器もしくは接続装置の接続点

ロ　当社が施設する計量器（付属装置を含みます。）または接続装置の接続点

なお，当社は，発電者または需要者の土地または建物に接続装置等を施設することがあります。

(2)　(1)により当社の供給設備と接続する電気設備の施設場所は，当社の供給設備の最も適当な支持物または分岐点から最短距離にあり，原則として，地中引込線の施設上とくに多額の費用を要する等特別の工事を必要とせず，かつ，安全に施設できる次のいずれにも該当する場所とし，契約者または発電契約者と当社との協議によって定めます。

なお，これ以外の場合には，発電場所内または需要場所内の地中引込線は，託送供給のために施設する場合は，契約者の負担により，契約者で施設していただき，発電量調

整供給のために施設する場合は，発電契約者の負担により，発電契約者で施設していただきます。

イ　発電者または需要者の構内における地中引込線のこう長が 50 メートル程度以内の場所

ロ　建物の 3 階以下にある場所

ハ　その他地中引込線の施設上特殊な工法，材料等を必要としない場所

(3)　地中引込線の施設上必要な付帯設備は，原則として，託送供給のために施設する場合は，契約者の負担により，契約者で施設していただき，発電量調整供給のために施設する場合は，発電契約者の負担により，発電契約者で施設していただきます。この場合には，当社が付帯設備を無償で使用できるものといたします。

なお，この場合の付帯設備は，次のものをいいます。

イ　鉄管，暗きょ等発電者または需要者の土地または建物の壁面等に引込線をおさめるために施設される工作物（π引込みの場合のケーブルの引込みおよび引出しのために施設されるものを含みます。）

ロ　発電者または需要者の土地または建物に施設される基礎ブロック（接続装置を固定するためのものをいいます。）およびハンドホール

ハ　その他イまたはロに準ずる設備

(4)　接続を架空引込線によって行なうことができる場合で，契約者または発電契約者の希望によりとくに地中引込線によって行なうときには，地中引込線は，原則として，託送供給のために施設する場合は，契約者の負担により，契約者で施設していただき，発電量調整供給のために施設する場合は，発電契約者の負担により，発電契約者で施設していただきます。ただし，当社が，保安上または保守上適当と認めた場合は，(1)に準じて接続を行ないます。この場合，当社は，67（受電地点への供給設備の工事費負担金）(2)，(4)または 70（供給地点への供給設備の工事費負担金）(2)の工事費負担金を契約者または発電契約者から申し受けます。

60　連接引込線等

(1)　当社は，建物の密集場所等特別の事情がある場所では，連接引込線（1 発電場所または 1 需要場所の引込線から分岐して支持物を経ないで他の発電場所の受電地点または他の需要場所の供給地点に至る引込線をいいます。）または共同引込線によって当社の供給設備と発電者または需要者の電気設備との接続をすることがあります。この場合，当社は，分岐装置を発電者または需要者の土地または建物に施設することがあります。

なお，発電者または需要者の電気設備との接続点までは，当社が施設いたします。

(2)　当社は，原則として発電者または需要者の承諾をえて，次により，発電者または需要者の引込口配線を使用して他の発電者から電気を受電または他の需要者へ電気を供給することがあります。

イ　当社は，発電者または需要者の引込口配線から分岐して，他の発電者または他の需要者への連接引込線を施設いたします。この場合，その引込口配線の終端までは共同引込線とし，その管理（材料費の負担を含みます。）は当社が行ないます。また，受電地点または供給地点は，当社が管理を行なう共同引込線の終端に変更いたします。

ロ　イにより当社が管理を行なう共同引込線を改修し，または撤去する場合は，当社が工事を行なうものとし，この場合に生ずる撤去材料は，原則として，発電者または需要者にお返しいたします。また，これにともない新たに施設される共同引込線は，当社の所有とし，当社の負担で施設いたします。

61　中高層集合住宅等における受電方法および供給方法

中高層集合住宅等の場合で，1 建物内の 2 以上の発電場所または需要場所において電気を受電または供給するときには，当社は，原則として共同引込線による 1 引込みで電気を受電または供給いたします。

なお，技術上その他やむをえない場合は，当社は，発電者または需要者の土地または建物に変圧器等の供給設備を施設し，電気を受電または供給いたします。この場合，変圧器の 2 次側接続点までは，当社が施設いたします。

62　引込線の接続

当社の供給設備と発電者または需要者の電気設備との接続は，当社が行ないます。

なお，契約者または発電契約者の希望によって引込線の位置を変更し，またはこれに準ずる工事をする場合には，当社は，実費を契約者または発電契約者から申し受けます。

63　計量器等の取付け

(1)　料金の算定上必要な計量器，その付属装置（計量器箱，変成器，変成器の 2 次配線および計量情報等を伝送するための通信装置等をいいます。）および区分装置（力率測定時間を区分する装置等をいいます。）については，以下のとおりといたします。ただし，記録型計量器に記録された電力量計の値等を伝送するために当社が発電者または需要者の電気工作物を使用する場合の当該電気工作物は計量器の付属装置とはいたしません。

イ　接続供給電力量の計量に必要な計量器，その付属装置および区分装置は，原則とし

て，接続送電サービス契約電力等に応じて当社が選定し，かつ，当社の所有とし，当社の負担で取り付けます。ただし，契約者の希望によって計量器の付属装置を施設する場合または変成器の 2 次配線等でとくに多額の費用を要する場合については，契約者の負担により，契約者で取り付けていただくことがあります。

ロ　発電量調整受電電力量の計量に必要な計量器，その付属装置および区分装置は，原則として，契約受電電力に応じて当社が選定し，かつ，当社の所有とし，当社で取り付けます。この場合，当社は，68（受電用計量器等の工事費負担金）の工事費負担金を発電契約者から申し受けます。

(2)　計量器，その付属装置および区分装置の取付位置は，適正な計量ができ，かつ，検査ならびに取付けおよび取外し工事が容易な場所（低圧で受電または供給する場合，原則として屋外といたします。）とし，契約者または発電契約者と当社との協議によって定めます。

また，集合住宅等の場合で，契約者または発電契約者の希望によって計量器，その付属装置および区分装置を建物内に取り付けたときには，契約者または発電契約者と当社との協議により，あらかじめ解錠のための鍵等を提出していただくことがあります。

(3)　計量器，その付属装置および区分装置の取付場所は，発電者または需要者から無償で提供していただきます。また，(1)により契約者または発電契約者が施設するものについては，当社が無償で使用できるものといたします。

(4)　当社は，記録型計量器に記録された電力量計の値等を伝送するために発電者または需要者の電気工作物を使用することがあります。この場合には，当社が無償で使用できるものといたします。

(5)　契約者または発電契約者の希望によって計量器，その付属装置および区分装置の取付位置を変更し，またはこれに準ずる工事をする場合には，当社は，実費を契約者または発電契約者から申し受けます。

(6)　法令により発電量調整受電電力量の計量に必要な計量器およびその付属装置を取り替える場合には，当社は，低圧で受電するときを除き，実費を発電契約者から申し受けます。

64　通信設備等の施設

(1)　発電場所内または需要場所内に施設する給電指令上必要な保安通信電話等は，原則として契約者または発電契約者の負担により，契約者または発電契約者で施設していただきます。

(2)　系統連系技術要件に定めるＮ－1 電制の実施に必要な装置は，発電契約者で施設して

いただきます。

なお，施設等に要した費用の実費について，当社から発電契約者にお支払いいたします。

(3) 給電指令上必要な情報伝送装置等については，次のとおりといたします。

イ 発電場所内に施設する情報伝送装置等は，原則として，受電地点からその情報伝送装置までを当社の所有とし，68（受電用計量器等の工事費負担金）の工事費負担金を発電契約者から申し受けて施設いたします。ただし，Ｎ－1 電制の実施に必要な通信設備として施設する場合は申し受けません。

ロ 需要場所内に施設する情報伝送装置等は，供給地点からその情報伝送装置までを当社の所有とし，当社の負担で施設いたします。

(4) 情報伝送装置等の施設場所は，施設工事，検査および保守点検作業が容易な場所とし，契約者または発電契約者と当社との協議によって定めます。

なお，施設場所等については，発電者または需要者から無償で提供していただきます。

(5) 契約者または発電契約者の希望によって，情報伝送装置等の施設場所を変更する場合には，当社は，実費を契約者または発電契約者から申し受けます。

65 専用供給設備

(1) 当社は，次の場合には，契約者または発電契約者の専用設備として供給設備を施設いたします。この場合，受電地点への供給設備については 67（受電地点への供給設備の工事費負担金）(2)または(4)の工事費負担金を，供給地点への供給設備については 70（供給地点への供給設備の工事費負担金）(2)の工事費負担金を申し受けます。

イ 契約者または発電契約者がとくに希望され，かつ，当社の供給区域内の需要に対する電気の供給および他の発電者からの受電に支障がないと認められる場合

ロ 44（託送供給等にともなう協力）の場合

ハ 発電者もしくは需要者の施設の保安上の理由，または発電場所，需要場所およびその他周囲の状況から将来においても他に当該供給設備の使用が見込まれない等の事情により，特定の契約者または発電契約者のみが使用されることになる供給設備を専用供給設備として施設することが適当と認められる場合

(2) (1)の専用設備は，受電地点から受電地点に最も近い変電所（受電地点に最も近い変電所が専ら受電のために施設される変電所である場合は，当該変電所から最も近い変電所といたします。）までの電線路または供給地点から供給地点に最も近い変電所までの電線路（配電盤，継電器およびその変電所の受電電圧もしくは供給電圧と同位電圧の母線側断路器またはこれに相当する接続点までを含みます。）に限ります。ただし，特別の

事情がある場合は，受電電圧または供給電圧と同位の電線路およびこれに接続する変圧器（1 次電圧側線路開閉器を含みます。）とすることがあります。

(3)　(2)において，開閉所および蓄電所は，変電所とみなします。

(4)　(1)および(2)において，受電地点とは会社間連系点以外の受電地点をいい，供給地点とは会社間連系点以外の供給地点をいいます。

(5)　当社は，供給設備を 2 以上の契約者または発電契約者が共用する専用供給設備とすることがあります。ただし，(1)イの場合は，次に該当する場合で，いずれの契約者または発電契約者にも承諾をいただいたときに限ります。

イ　2 以上の契約者または発電契約者が同時に申込みをされる場合で，いずれの契約者または発電契約者も，当社が専用供給設備から電気を受電することまたは供給することを希望されるとき。

ロ　契約者または発電契約者が，当社が既に施設されている専用供給設備から電気を受電することまたは供給することを希望される場合

66　電流制限器等の取付け

(1)　需要場所の電流制限器等は，当社の所有とし，当社の負担で取り付けます。

(2)　電流制限器等の取付位置は原則として屋内とし，その取付場所は需要者から無償で提供していただきます。

(3)　契約者の希望によって電流制限器等の取付位置を変更し，またはこれに準ずる工事をする場合には，当社は，実費相当額を契約者から申し受けます。

Ⅷ　工事費の負担

67　受電地点への供給設備の工事費負担金

(1)　受電側接続設備の工事費負担金

イ　発電契約者が新たに発電量調整供給を開始し，または契約受電電力を増加される場合で，これにともない新たに受電側接続設備（専用供給設備および予備供給設備を除きます。）を施設するときには，当社は，別表 14（標準設計基準）に定める設計（以下「標準設計」といいます。）で施設する場合の工事費（以下「標準設計工事費」といいます。）を工事費負担金として発電契約者から申し受けます。

ロ　Ⅷ（工事費の負担）の各項において，受電側接続設備とは，当社が高圧または特別高圧で受電する場合において，受電地点からの受電の用に供することを主たる目的とする供給設備であって，変電所（専ら当該受電地点への事故波及の防止等を目的として施設される変電所を除きます。）の引出口に施設される断路器の受電地点側接続点（基幹送電設備から受電側接続設備を分岐する場合は，基幹送電設備の接続点といたします。）から他の変電所（専ら当該受電地点への事故波及の防止等を目的として施設される変電所を除きます。）を経ないで受電地点に至る電線および引込線等をいいます。また，Ⅷ（工事費の負担）の各項において，受電地点とは会社間連系点以外の受電地点をいい，開閉所および蓄電所は，変電所とみなします。

(2)　受電地点への特別供給設備の工事費負担金

イ　発電契約者が新たに発電量調整供給を開始し，または契約受電電力を増加される場合で，これにともない当社が新たに受電地点への特別の供給設備を施設するときには，当社は，次の金額を工事費負担金として発電契約者から申し受けます。

(ｲ)　発電契約者の希望によって標準設計をこえる設計で当社が受電地点への供給設備を施設する場合は，標準設計工事費をこえる金額

なお，この場合も，(1)の工事費負担金を申し受けます。

(ﾛ)　65（専用供給設備）によって専用供給設備を施設する場合は，その工事費の全額

なお，この場合には，工事費負担金の対象となる供給設備は，65（専用供給設備）(2)によるものといたします。

(ﾊ)　受電地点からの受電の用に供することを主たる目的とする供給設備であって，受電側接続設備以外の供給設備（高圧および特別高圧の供給設備に限ります。また，専用供給設備を除きます。）を施設する場合は，ａおよびｂの金額

ａ　当該供給設備の工事費のうち，発電等設備の設置に伴う電力系統の増強及び事

業者の費用負担等の在り方に関する指針にもとづき算定した金額

b　発電設備等からの出力により，当社配電用変電所バンクにおいて逆潮流が生じるおそれのある場合で，これに係る措置として当社が新たに供給設備を施設するときには，aにかかわらず，次の金額

新増加契約受電電力1キロワットにつき	3,410円00銭

ロ　受電地点において21（予備送電サービス）を利用される場合で，これにともない当社が新たに予備供給設備を施設するときには，当社は，その工事費の全額を工事費負担金として発電契約者から申し受けます。

なお，この場合には，工事費負担金の対象となる供給設備は，受電側接続設備に該当する供給設備といたします。ただし，予備供給設備を専用供給設備として施設する場合は，65（専用供給設備）(2)によるものといたします。

(3)　受電地点への供給設備を変更する場合の工事費負担金

イ　発電契約者が契約受電電力または予備送電サービス契約電力の増加にともなわないで，発電契約者の希望によって当該受電地点への供給設備を変更する場合は，62（引込線の接続），63（計量器等の取付け）または64（通信設備等の施設）によって実費を申し受ける場合を除き，当社は，その工事費の全額を工事費負担金として発電契約者から申し受けます。

ロ　混雑緩和プロセスにより供給設備を変更する場合は，イにかかわらず，その工事費のうち，発電等設備の設置に伴う電力系統の増強及び事業者の費用負担等の在り方に関する指針にもとづき算定した金額を工事費負担金として発電契約者から申し受けます。

ハ　44（託送供給等にともなう協力）によって受電地点への供給設備を新たに施設または変更する場合には，当社は，その工事費の全額を工事費負担金として発電契約者から申し受けます。

(4)　発電契約者が新たに発電量調整供給を開始し，または契約受電電力を増加される場合もしくは受電地点への供給設備を変更する場合で，低圧で受電するとき（受電の用に供することを主たる目的とするときに限ります。）は，(2)イ(イ)，(ロ)および(3)にかかわらず，その受電の用に供することによって必要となる工事費（(2)イ(ハ)により申し受ける金額を除きます。）を工事費負担金として発電契約者から申し受けます。

(5)　工事費の算定

(1)，(2)，(3)および(4)の場合の工事費は，次により算定いたします。

イ　工事費は，発電契約者が標準設計をこえる設計によることを希望される場合を除き，

標準設計工事費といたします。

(イ) 標準設計工事費は，工事費負担金の対象となる当社の供給設備の工事に要する材料費，工費および諸掛り（測量監督費，諸経費，補償費，建設分担関連費およびその他の費用を含みます。）の合計額といたします。

なお，撤去工事がある場合は，その合計額から撤去後の資材の残存価額を差し引いた金額に，撤去する場合の諸工費（諸掛りを含みます。）を加えた金額といたします。

(ロ) 材料費は，払出時の単価（電気事業会計規則に定められた方法によって算出した貯蔵品の払出単価等をいいます。）によって算定いたします。

(ハ) 土地費は，工事費に含みません。ただし，架空受電側接続設備の経過地に当社が地役権を設定する場合は，その設定にともなう費用（地役権の登記に要する費用を除きます。）の 50 パーセントに相当する金額を工事費に含みます。

(ニ) 架空受電側接続設備の経過地に建造物の構築，竹木の植栽等架空受電側接続設備に支障を及ぼす行為を行なわないことを条件とする補償契約を締結する場合は，その線下補償費の 50 パーセントに相当する金額を工事費に含みます。

(ホ) 残地補償費は，補償費と明らかに区分されている場合に限り，工事費に含みます。

(ヘ) 建設分担関連費は，電気事業会計規則等に定められた電気事業固定資産に振り替えられる範囲に限り，工事費に含みます。

ロ 発電契約者が標準設計をこえる設計によることを希望される場合の工事費は，イに準じて算定いたします。

ハ 当社が将来の需要を考慮してあらかじめ施設した鉄塔，管路等を利用して受電する場合は，新たに施設される電線路に必要とされる回線数，管路孔数等に応じて次により算定した金額を電線路の工事費に算入いたします。

(イ) 鉄塔を利用して電気を受電する場合

$$\text{工事費} \times \frac{\text{使用回線数}}{\text{施設回線数}}$$

(ロ) 管路等を利用して電気を受電する場合

$$\text{工事費} \times \frac{\text{使用孔数}}{\text{施設孔数} - \text{予備孔数}}$$

ニ 当社が特別高圧で受電する電気について，使用開始後 3 年以内の供給設備を利用する場合は，新たに利用される部分を新たに施設される受電側接続設備（特別高圧のノンファーム電源の受電地点に係る発電場所から電気を受電する場合は，変電所相互間を連絡する電線路を除きます。）とみなします。

ホ　(2)イ(ハ)の場合，使用開始後 3 年以内の供給設備を利用するときは，新たに利用される部分を新たに施設される受電側接続設備以外の供給設備（高圧および特別高圧の供給設備に限ります。また，専用供給設備を除きます。なお，ノンファーム電源の受電地点に係る発電場所から電気を受電する場合は，高圧の供給設備および当社が適当であると認めた供給設備に限ります。）とみなします。

ヘ　低圧または高圧で受電する場合で，工事費を当社が定める単位当たりの金額にもとづいて算定することが適当と認められるときは，イまたはロにかかわらず，工事費を当該金額にもとづいて算定いたします。

(6)　受電地点への供給設備の工事費負担金は，受電地点ごとに，発電量調整供給契約ごとに算定いたします。

ただし，2 以上の発電契約者が受電地点への供給設備の全部または一部を共用する場合の工事費負担金の算定は，次によります。

イ　2 以上の発電契約者から共同して申込みがあった場合，または 2 以上の発電契約者のうち 1 の発電契約者が代表して工事費負担金を支払われる旨を申し出られた場合の工事費負担金は，その代表の発電契約者による 1 申込みとみなして算定いたします。

ロ　2 以上の発電契約者から同時に申込みがあった場合の工事費負担金は，発電契約者ごとに算定いたします。この場合，発電契約者ごとの共用部分の工事費は，原則として契約受電電力の比であん分した金額といたします。

(7)　特例区域等の発電契約者が新たに発電量調整供給を開始し，または契約受電電力を増加される場合で，これにともない当社が新たに受電地点への供給設備を施設するときには，当社は，(1)，(2)または(4)にかかわらず，その工事費の全額を工事費負担金として発電契約者から申し受けます。

なお，この場合の工事費負担金は，(2)の場合に準じて算定いたします。

68　受電用計量器等の工事費負担金

発電契約者が新たに発電量調整供給を開始し，または契約受電電力を変更される場合等で，これにともない新たに受電地点における電力量の計量に必要な計量器，その付属装置および区分装置を取り付けるとき，または発電場所内に情報伝送装置等を施設するときは，当社は，その工事費の全額を工事費負担金として発電契約者から申し受けます。ただし，低圧で受電する場合で，受電の用に供することを主たる目的とするときには，その受電の用に供することによって必要となる工事費を工事費負担金として発電契約者から申し受けます。

69　会社間連系設備の工事費負担金

契約者が新たに託送供給を開始し，または契約受電電力等を増加される場合で，これにともない会社間連系設備（会社間連系点に至る供給設備をいいます。）を新たに施設するときには，当社は，工事費負担金を契約者から申し受けます。この場合，工事費負担金の金額は，工事の内容，接続供給契約または振替供給契約の内容等を基準として，契約者と当社との協議によって定めます。

70　供給地点への供給設備の工事費負担金

(1)　供給側接続設備の工事費負担金

イ　低圧または高圧で供給する場合

(ｲ)　契約者が新たに接続供給を開始し，または接続送電サービス契約電力等を増加される場合（新たに接続供給を開始される場合で，当該接続供給を開始される前から引き続き当社の供給設備を利用され，かつ，下位の供給電圧に変更されるときを除きます。）で，これにともない新たに施設される供給側接続設備（専用供給設備および予備供給設備を除きます。）の工事こう長が架空の場合は 1,000 メートル，地中の場合は 150 メートルをこえるときには，当社は，その超過こう長に次の金額を乗じてえた金額を工事費負担金として契約者から申し受けます。この場合，工事費負担金は，供給地点ごとに算定いたします。

区　　分	単　　位	金　　額
架空供給側接続設備の場合	超過こう長 1 メートルにつき	3,520 円 00 銭
地中供給側接続設備の場合	超過こう長 1 メートルにつき	27,170 円 00 銭

なお，張替えまたは添架を行なう場合は，架空供給側接続設備についてはその工事こう長の 60 パーセント，地中供給側接続設備についてはその工事こう長の 20 パーセントに相当する値を新たに施設される供給側接続設備の工事こう長とみなします。

(ﾛ)　2 以上の供給地点に係る供給側接続設備の全部または一部を共用する場合の工事費負担金の算定は，次によります。

a　2 以上の契約者から共同して申込みがあった場合，または契約者から 2 以上の供給地点について申込みがあり，かつ，一括して算定することを希望される場合の工事費負担金の無償こう長は，(ｲ)の無償こう長に供給地点の数を乗じてえた値といたします。

b　2 以上の契約者から同時に申込みがあった場合，または契約者から 2 以上の供

給地点について申込みがあり，かつ，一括して算定することを希望されない場合の工事費負担金は，供給地点ごとに算定いたします。この場合，それぞれの供給地点における供給側接続設備の工事こう長については，共用される部分の工事こう長を共用する供給地点の数で除してえた値にその供給地点に係って単独で使用される部分の工事こう長を加えた値を，新たに施設される供給側接続設備の工事こう長といたします。

(ハ) 架空供給側接続設備と地中供給側接続設備とをあわせて施設する場合の(イ)の超過こう長は，次により算定いたします。

a 地中供給側接続設備の超過こう長は，地中供給側接続設備の工事こう長から地中供給側接続設備の無償こう長を差し引いた値といたします。

b 架空供給側接続設備の超過こう長は，架空供給側接続設備の工事こう長といたします。ただし，地中供給側接続設備の工事こう長が地中供給側接続設備の無償こう長を下回る場合は，次によります。

$$\text{架空供給側接続設備の超過こう長} = \text{架空供給側接続設備の工事こう長} - \left(\text{地中供給側接続設備の無償こう長} - \text{地中供給側接続設備の工事こう長}\right) \times \frac{\text{架空供給側接続設備の無償こう長}}{\text{地中供給側接続設備の無償こう長}}$$

ロ 特別高圧で供給する場合

(イ) 契約者が新たに接続供給を開始し，または接続送電サービス契約電力を増加される場合（新たに接続供給を開始される場合で，当該接続供給を開始される前から引き続き当社の供給設備を利用され，かつ，下位の供給電圧に変更されるときを除きます。）で，これにともない新たに施設される供給側接続設備（専用供給設備および予備供給設備を除きます。）についてaにより算定される工事費がbの当社負担額をこえるときには，当社は，その超過額を工事費負担金として契約者から申し受けます。この場合，工事費負担金は，供給地点ごとに算定いたします。

a 工事費

(a) 架空供給側接続設備の場合

（工事こう長100メートル当たり）

新増加接続送電サービス契約電力1キロワットにつき	標準電圧30,000ボルトで供給する場合	363円00銭
	標準電圧60,000ボルトで供給する場合	176円00銭

なお，標準電圧 30,000 ボルトで当社が供給する場合で，支持物に電柱を使用するときには，その部分の工事費は，上表にかかわらず，次の算式によって算定された金額といたします。

$$\text{工事費} = \text{別表 14(標準設計基準)に定める設計による工事費} \times \frac{\text{新増加接続送電サービス契約電力}}{\text{当該送電線の送電容量}}$$

また，標準電圧 30,000 ボルトまたは 60,000 ボルト以外の電圧で当社が供給する場合は，その工事費の全額といたします。

(b) 地中供給側接続設備の場合

（工事こう長 100 メートル当たり）

新増加接続送電サービス契約電力 1 キロワットにつき	標準電圧 30,000 ボルトで供給する場合	649 円 00 銭
	標準電圧 60,000 ボルトで供給する場合	550 円 00 銭

なお，張替えを行なう場合には，その部分の単価は，上表の該当欄の単価の 20 パーセントといたします。

また，標準電圧 30,000 ボルトまたは 60,000 ボルト以外の電圧で当社が供給する場合は，その工事費の全額といたします。

(c) スポットネットワーク方式で供給するために，当社が新たに地中供給側接続設備を施設する場合の工事費は，(b)にかかわらず，別表 15（スポットネットワーク方式の工事費の算式）により算定いたします。

なお，スポットネットワーク方式とは，当社が技術的，経済的に必要と認めた場合に，原則として 3 回線の当社の電線路から，それぞれの回線ごとに施設していただいた変圧器の 2 次側母線で常時並行して供給を受ける方式をいいます。

b 当社負担額

新増加接続送電サービス契約電力 1 キロワットにつき	5,500 円 00 銭

(ロ) 契約者が新たに接続供給を開始し，または接続送電サービス契約電力を増加される場合で，使用開始後 3 年以内の供給設備を利用して当社が供給するときは，新たに利用される部分を新たに施設される供給側接続設備とみなします。

ハ 19 (接続送電サービス) (2)ニにより接続送電サービス契約電力を定める供給地点の接続送電サービス契約電力は，この(1)の工事費負担金の算定上，需要者の発電設備の検査，補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気の供給分を含まないものといたします。

ニ　次の言葉は，Ⅷ（工事費の負担）の各項においてそれぞれ次の意味で使用いたします。

(イ)　供給側接続設備

供給地点への供給の用に供することを主たる目的とする供給設備であって，発電所または変電所の引出口に施設される断路器の供給地点側接続点（送電線路から供給側接続設備を分岐する場合は，送電線路の接続点といたします。）から他の発電所または変電所を経ないで供給地点に至る電線および引込線等をいいます。

(ロ)　供給地点

会社間連系点以外の供給地点をいいます。

(ハ)　工事こう長

標準設計にもとづき算定される供給地点から最も近い供給設備までの供給側接続設備のこう長をいい，実際に施設されるこう長とは異なることがあります。

なお，単位は，1 メートルとし，その端数は，小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

ホ　低圧で供給する場合，Ⅷ（工事費の負担）の各項において，接続送電サービス契約電力等を増加される場合とは，次の値が増加する場合といたします。

(イ)　電灯定額接続送電サービスおよび電灯臨時定額接続送電サービスの場合の契約負荷設備の総容量

(ロ)　契約電力

(ハ)　契約電流

(ニ)　契約容量

なお，19（接続送電サービス）(2)イ(イ)によって接続送電サービス契約電力を定める場合で，需要場所における主開閉器の定格電流等を増加されるときは，接続送電サービス契約電力等を増加されるものとみなします。

また，供給電気方式を交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトまたは 200 ボルトから交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトに変更される場合は，接続送電サービス契約電力等を増加されるものとみなします。

ヘ　高圧で供給する場合で，19（接続送電サービス）(2)イ(イ)によって接続送電サービス契約電力を定めるとき（19〔接続送電サービス〕(2)ニで需要者の発電設備の検査，補修または事故〔停電による停止等を含みます。〕により生じた不足電力の補給にあてるための電気の供給分以外の供給分について，19〔接続送電サービス〕(2)イ(イ)に準じて定める場合を含みます。）には，Ⅷ（工事費の負担）の各項において，接続送電サービス契約電力等を増加される場合とは，需要場所における受電設備の総容量を増加

される場合といたします。

(2)　供給地点への特別供給設備の工事費負担金

イ　契約者が新たに接続供給を開始し，または接続送電サービス契約電力等を増加される場合（新たに接続供給を開始される場合で，当該接続供給を開始される前から引き続き当社の供給設備を利用され，かつ，下位の供給電圧に変更されるときを除きます。）で，これにともない当社が新たに供給地点への特別の供給設備を施設するときには，当社は，次の金額を工事費負担金として契約者から申し受けます。

(イ)　契約者の希望によって標準設計をこえる設計で供給地点への供給設備を施設する場合は，標準設計工事費をこえる金額

なお，この場合も，(1)の工事費負担金を申し受けます。

ただし，供給地点が行政庁から認可，認定等を受けている市街地開発事業等（都市計画法第4条第7項に規定する市街地開発事業その他これらに類する事業をいいます。）に係る区域の場合で，地中供給側接続設備を施設するときは，その工事費の全額からケーブル，変圧器，開閉器等の工事費を差し引いた金額といたします。

(ロ)　65（専用供給設備）によって専用供給設備を施設する場合は，その工事費の全額

なお，この場合には，工事費負担金の対象となる供給設備は，65（専用供給設備）(2)によるものといたします。

ロ　19（接続送電サービス）(2)ニにより接続送電サービス契約電力を定める供給地点において需要者の発電設備の検査，補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気の供給のために接続送電サービスを利用される場合または供給地点において予備送電サービスを利用される場合で，これにともない当社が新たに予備供給設備を施設するときには，当社は，その工事費の全額を工事費負担金として契約者から申し受けます。

なお，この場合には，工事費負担金の対象となる供給設備は，供給側接続設備に該当する供給設備といたします。ただし，予備供給設備を専用供給設備として施設する場合は，65（専用供給設備）(2)によるものといたします。

(3)　供給地点への供給設備を変更する場合の工事費負担金

イ　契約者が接続送電サービス契約電力等または予備送電サービス契約電力の増加にともなわないで，契約者の希望によって供給地点への当社の供給設備を変更する場合（新たに接続供給を開始される場合で，当該接続供給を開始される前から引き続き当社の供給設備を利用され，かつ，下位の供給電圧に変更されるときを含みます。）は，62（引込線の接続），63（計量器等の取付け），64（通信設備等の施設）または66（電流制限器等の取付け）によって実費を申し受ける場合を除き，当社は，その工事費の

全額を工事費負担金として契約者から申し受けます。

ロ　44（託送供給等にともなう協力）によって供給地点への供給設備を新たに施設または変更する場合には，当社は，その工事費の全額を工事費負担金として契約者から申し受けます。

(4)　工事費の算定

(2)および(3)の場合の工事費は，次により算定いたします。

イ　工事費は，契約者が標準設計をこえる設計によることを希望される場合を除き，標準設計工事費とし，工事費負担金の対象となる当社の供給設備の工事に要する材料費，工費および諸掛り（測量監督費，諸経費，補償費，建設分担関連費およびその他の費用を含みます。）の合計額といたします。

なお，撤去工事がある場合は，その合計額から撤去後の資材の残存価額を差し引いた金額に，撤去する場合の諸工費（諸掛りを含みます。）を加えた金額といたします。

また，算定にあたっては，次のとおりといたします。

(イ)　材料費は，払出時の単価（電気事業会計規則に定められた方法によって算出した貯蔵品の払出単価等をいいます。）によって算定いたします。

(ロ)　土地費は，工事費に含みません。ただし，架空供給側接続設備の経過地に当社が地役権を設定する場合は，その設定にともなう費用（地役権の登記に要する費用を除きます。）の 50 パーセントに相当する金額を工事費に含みます。

(ハ)　架空供給側接続設備の経過地に建造物の構築，竹木の植栽等架空供給側接続設備に支障を及ぼす行為を行なわないことを条件とする補償契約を締結する場合は，その線下補償費の 50 パーセントに相当する金額を工事費に含みます。

(ニ)　残地補償費は，補償費と明らかに区分されている場合に限り，工事費に含みます。

(ホ)　建設分担関連費は，電気事業会計規則等に定められた電気事業固定資産に振り替えられる範囲に限り，工事費に含みます。

(ヘ)　契約者の希望により暫定的に利用される供給設備を施設する場合の工事費は，73（臨時工事費）に準じて算定いたします。

ロ　契約者が標準設計をこえる設計によることを希望される場合の工事費は，イに準じて算定いたします。

ハ　低圧または高圧で供給する場合で，(2)イ(イ)に該当し，かつ，その工事費を(1)イ(イ)に定める超過こう長 1 メートル当たりの金額にもとづいて算定することが適当と認められるときは，イおよびロにかかわらず，標準設計をこえる設計で施設される供給設備の工事費および標準設計工事費をいずれも(1)イ(イ)にもとづいて算定いたします。この場合，超過こう長 1 メートル当たりの金額を新たに施設される供給側接続設備の

全工事こう長に適用して工事費を算定いたします。

ニ　当社が将来の需要を考慮してあらかじめ施設した鉄塔，管路等を利用して供給する場合は，新たに施設される電線路に必要とされる回線数，管路孔数等に応じて次により算定した金額を電線路の工事費に算入いたします。

(イ)　鉄塔を利用して電気を供給する場合

$$\text{工事費} \times \frac{\text{使用回線数}}{\text{施設回線数}}$$

(ロ)　管路等を利用して電気を供給する場合

$$\text{工事費} \times \frac{\text{使用孔数}}{\text{施設孔数} - \text{予備孔数}}$$

ホ　当社が特別高圧で供給する電気について，使用開始後 3 年以内の供給設備を利用する場合は，新たに利用される部分を新たに施設される供給側接続設備とみなします。

なお，この場合の工事費は，(1)ロ(イ) a に準じて算定いたします。

ヘ　(2)ロの場合（特別高圧で供給する場合は，標準電圧 30,000 ボルトまたは 60,000 ボルトで当社が供給するときに限ります。）の工事費は，次のとおりといたします。

(イ)　高圧で供給する場合

(1)イ(イ)に定める超過こう長 1 メートル当たりの金額にもとづいて算定することが適当と認められる場合は，イまたはロにかかわらず，その工事費を(1)イ(イ)にもとづいて算定いたします。この場合，超過こう長 1 メートル当たりの金額を新たに施設される供給側接続設備の全工事こう長に適用して算定いたします。

(ロ)　特別高圧で供給する場合

契約者が標準設計をこえる設計によることを希望される場合を除き，イにかかわらず，(1)ロ(イ) a および(ロ)によって算定いたします。

なお，21（予備送電サービス）によって当社が供給する場合で，供給側接続設備（専用供給設備および予備供給設備を除きます。）と予備供給設備とをあわせて施設するときの予備供給設備の工事費は，(1)ロ(イ) a の該当欄の単価の 20 パーセントを適用して算定いたします。

ト　低圧または高圧で供給する場合で，工事費を当社が定める単位当たりの金額にもとづいて算定することが適当と認められるとき（ハおよびへ(イ)の場合を除きます。）は，イまたはロにかかわらず，工事費を当該金額にもとづいて算定いたします。

(5)　特例区域等の契約者が新たに接続供給を開始し，または接続送電サービス契約電力等を増加される場合（新たに接続供給を開始される場合で，当該接続供給を開始される前から引き続き当社の供給設備を利用され，かつ，下位の供給電圧に変更されるときを除

きます。）で，これにともない当社が新たに供給地点への供給設備を施設するときには，当社は，(1)または(2)にかかわらず，その工事費の全額を工事費負担金として契約者から申し受けます。

なお，この場合の工事費負担金は，(2)の場合に準じて算定いたします。

(6) 分割接続供給の場合の供給地点への供給設備の工事費負担金は，(1)，(2)，(3)または(5)に準じて算定し，双方の契約者と当社との協議のうえ，一方または双方の契約者から申し受けます。この場合，工事費負担金の算定上，1供給地点につき，1接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービス契約電力を接続送電サービス契約電力とみなします。

71 工事費負担金の申受けおよび精算

(1) 当社は，工事費負担金を原則として工事着手前に契約者または発電契約者から申し受けます。

なお，9（検討および契約の申込み）(4)にもとづき系統連系保証金を申し受けた場合または51（契約の変更）(6)ハにもとづき混雑緩和プロセスに関する保証金を申し受けた場合は，系統連系保証金または混雑緩和プロセスに関する保証金を工事費負担金に充当いたします。

(2) 工事費負担金は，次の場合には，工事完成後すみやかに精算するものといたします。

イ 70（供給地点への供給設備の工事費負担金）(1)にもとづき算定される場合は，次に該当するとき。

(イ) 設計変更等により，架空供給側接続設備または地中供給側接続設備のいずれかの工事こう長の変更の差異が5パーセントをこえる場合

(ロ) その他特別の事情により，工事費負担金に差異が生じた場合

ロ 67（受電地点への供給設備の工事費負担金），68（受電用計量器等の工事費負担金），69（会社間連系設備の工事費負担金），70（供給地点への供給設備の工事費負担金）(2)（70〔供給地点への供給設備の工事費負担金〕(1)の超過こう長1メートル当たりの金額にもとづいて工事費を算定する場合は，イに準ずるものといたします。）および70（供給地点への供給設備の工事費負担金）(3)にもとづき算定される場合は，次に該当するとき。

(イ) 低圧または高圧で受電または供給する場合

a 設計変更により，電柱（鉄塔，鉄柱を含みます。），電線および変圧器等の主要材料の規格が変更となる場合，または主要材料の数量の変更（低圧引込線を除きます。）の差異が5パーセントをこえる場合

b　設計時と払出時との間で材料費の単価に変動が生じた場合（設計から払出しまでの期間が短いときを除きます。）

c　その他特別の事情により，工事費負担金に著しい差異が生じた場合

(ﾛ)　特別高圧で受電または供給する場合

原則としてすべての場合

(3)　当社は，工事費負担金を申し受けて施設した受電側接続設備または供給側接続設備の全部または一部を他の契約者または発電契約者と共用する供給設備として利用することがあります。

なお，当社が特別高圧で受電または供給する電気について，その利用が供給設備の使用開始後 3 年以内に行なわれる場合で，その受電側接続設備または供給側接続設備を使用開始したときにさかのぼって 2 以上の契約者または発電契約者が共用する供給設備として算定した場合の工事費負担金が既に申し受けた工事費負担金を下回るときは，その差額をお返しいたします。

(4)　当社は，67（受電地点への供給設備の工事費負担金）(2)イ(ﾊ)に定める供給設備の全部または一部を他の契約者または発電契約者と共用する供給設備として利用することがあります。

なお，当社が受電する電気または特別高圧で供給する電気について，その利用が供給設備の使用開始後 3 年以内に行なわれる場合で，その供給設備を使用開始したときにさかのぼって 2 以上の契約者または発電契約者が共用する供給設備として算定した場合の工事費負担金が既に申し受けた工事費負担金を下回るときは，原則としてその差額をお返しいたします。

(5)　当社は，契約者または発電契約者の承諾をえて，専用供給設備を専用供給設備以外の供給設備に変更することがあります。

なお，その変更が供給設備の使用開始後 10 年以内に行なわれる場合は，その専用供給設備を使用開始したときにさかのぼって専用供給設備以外の供給設備として算定した工事費負担金と既に申し受けた工事費負担金との差額をお返しいたします。

(6)　低圧または高圧で供給する場合，居住用の分譲地として整備された地域等において，原則として 1 年以内にすべての建物が施設される場合で，すべての供給地点について 2 以上の契約者が共同して申込みをされたときまたはすべての供給地点について契約者から申込みがあり，かつ，一括して工事費負担金を算定することを希望されるときには，当社は，施設を予定しているすべての建物に対する工事こう長のうち無償こう長に供給地点の数の 70 パーセントの値を乗じてえた値をこえる部分を超過こう長として算定される 70（供給地点への供給設備の工事費負担金）(1)の工事費負担金を当初に申し受け

ます。

また，工事費負担金契約書（74〔工事費等に関する契約書の作成〕に定める工事費等に関する契約書をいいます。）に定める期日に既に供給を開始している供給地点の数により工事費負担金を精算いたします。この場合の精算の対象となる工事こう長は，共同して申込みをされた供給地点の数と供給を開始した供給地点の数とが異なる場合であっても，施設された供給設備に応じたものといたします。

72　供給開始に至らないで契約を廃止または変更される場合等の費用の申受け

(1)　託送供給開始に至らないで接続供給契約または振替供給契約を廃止または変更される場合

供給設備の一部または全部を施設した後，契約者または需要者の都合によって託送供給の開始に至らないで接続供給契約または振替供給契約を廃止または変更される場合は，当社は，要した費用の実費を契約者から申し受けます。

なお，実際に供給設備の工事を行なわなかった場合であっても，測量監督等に費用を要したときは，その実費を契約者から申し受けます。

また，分割接続供給の場合は，要した費用の実費を双方の契約者と当社との協議のうえ，一方または双方の契約者から申し受けます。

(2)　発電量調整供給開始に至らないで発電量調整供給契約を廃止または変更される場合

供給設備の一部または全部を施設した後，発電契約者または発電者の都合によって発電量調整供給の開始に至らないで発電量調整供給契約を廃止または変更される場合等は，当社は，要した費用の実費を発電契約者から申し受けます。ただし，発電契約者との間で電源接続案件一括検討プロセスにもとづき工事費負担金補償金を定める場合は，供給設備の工事を行なう前であっても，原則としてその金額を発電契約者から申し受けます。

なお，電力広域的運営推進機関送配電等業務指針に定める保証金を返還する事情に該当する場合は，当社は，系統連系保証金をお返しいたします。

また，実際に供給設備の工事を行なわなかった場合であっても，測量監督等に費用を要したときは，その実費を発電契約者から申し受けます。

(3)　混雑緩和プロセスにともなう供給設備の変更を中止される場合等の費用の申受け

混雑緩和プロセスにともない供給設備の一部または全部を変更した後，発電契約者または発電者の都合によって供給設備の変更を中止される場合等は，当社は，要した費用の実費を発電契約者から申し受けます。ただし，発電契約者との間で混雑緩和プロセスにもとづき工事費負担金補償金を定める場合は，供給設備の工事を行なう前であっても，

原則としてその金額を発電契約者から申し受けます。

なお，電力広域的運営推進機関送配電等業務指針に定める混雑緩和プロセスに関する保証金を返還する事情に該当する場合は，当社は，混雑緩和プロセスに関する保証金をお返しいたします。

また，実際に供給設備の工事を行なわなかった場合であっても，測量監督等に費用を要したときは，その実費を発電契約者から申し受けます。

73 臨 時 工 事 費

(1) 20（臨時接続送電サービス）によって供給する場合で，これにともない新たに供給設備を施設するときには，当社は，新たに施設する供給設備の工事費にその設備を撤去する場合の諸工費（諸掛りを含みます。）を加えた金額から，その撤去後の資材の残存価額を差し引いた金額を，臨時工事費として，契約者から，原則として工事着手前に申し受けます。

なお，低圧または高圧で供給する場合，撤去後の資材の残存価額は，変圧器，開閉器等の機器についてはその価額の 95 パーセント，その他の設備についてはその価額の 50 パーセントといたします。

また，特別高圧で供給する場合，原則として，撤去後の資材のうち変圧器，開閉器等の機器については，契約使用期間 1 月（1 月未満は，1 月といたします。）につきその価額の 1 パーセントを差し引いた金額を残存価額といたします。

(2) 臨時工事費を申し受ける場合は，70（供給地点への供給設備の工事費負担金）の工事費負担金は申し受けません。

(3) 低圧または高圧で供給する場合，新たに施設する供給設備のうち，当社が将来の需要等を考慮して常置し，かつ，無償こう長に相当する部分については臨時工事費を申し受けません。

(4) 分割接続供給の場合の臨時工事費は，(1)または(3)に準じて算定し，双方の契約者と当社との協議のうえ，一方または双方の契約者から申し受けます。

(5) 臨時工事費の精算は，71（工事費負担金の申受けおよび精算）(2)ロの場合に準ずるものといたします。

74 工事費等に関する契約書の作成

当社は，契約者もしくは発電契約者が希望される場合または当社が必要とする場合は，工事費等に関する必要な事項について，原則として工事着手前に，契約書を作成いたします。

Ⅸ 保　　安

75 保 安 の 責 任

当社は，受電地点に至るまでの供給設備および供給地点に至るまでの供給設備（当社が所有権を有さない設備を除きます。）ならびに計量器等発電場所内および需要場所内の当社の電気工作物について，保安の責任を負います。

76 保安等に対する発電者および需要者の協力

(1) 次の場合には，発電者または需要者からすみやかにその旨を当社に通知していただきます。この場合には，当社は，ただちに適当な処置をいたします。

イ 発電者または需要者が，引込線，計量器等その発電場所内および需要場所内の当社の電気工作物に異状もしくは故障があり，または異状もしくは故障が生ずるおそれがあると認めた場合

ロ 発電者または需要者が，発電者または需要者の電気工作物に異状もしくは故障があり，または異状もしくは故障が生ずるおそれがあり，それが当社の供給設備に影響を及ぼすおそれがあると認めた場合

(2) 発電者または需要者が，当社の供給設備を使用しないことが明らかな場合で，当社が保安上必要と認めるときは，その期間について，当社は，(1)に準じて，適当な処置をいたします。

(3) 発電者または需要者が，当社の供給設備に直接影響を及ぼすような物件の設置，変更または修繕工事をされる場合および物件の設置，変更または修繕工事をされた後，その物件が当社の供給設備に直接影響を及ぼすこととなった場合には，その内容を当社に通知していただきます。この場合において，保安上とくに必要があるときには，当社は，発電者または需要者にその内容の変更をしていただくことがあります。

(4) 当社は，必要に応じて，託送供給または発電量調整供給の開始に先だち，接続供給電力または発電量調整受電電力をしゃ断する開閉器の操作方法等について，発電者および需要者と協議を行ないます。

77 調　　査

(1) 当社は，法令で定めるところにより，需要者の電気工作物が技術基準に適合しているかどうかを調査いたします。

なお，需要者のお求めに応じ，係員は，所定の証明書を提示いたします。

(2)　調査は，次の事項について行ないます。ただし，必要がないと認められる場合には，その一部を省略することがあります。

イ　絶縁抵抗値または漏えい電流値の測定

ロ　接地抵抗値の測定

ハ　点　　検

(3)　当社は，(1)の調査の結果，技術基準に適合していると認めるときはその旨を，適合していないと認めるときは技術基準に適合させるためにとるべき措置およびその措置をとらなかった場合に生ずると予想される結果を，需要者にお知らせいたします。

なお，調査結果の通知は，調査年月日，係員，調査についての照会先等を記載した文書等により，原則として調査時に行ないます。

78　調査等の委託

(1)　当社は，77（調査）の業務の全部または一部を経済産業大臣の登録を受けた調査機関（以下「登録調査機関」といいます。）に委託することがあります。

(2)　当社は，(1)によって委託した場合には，委託先の名称，所在地および委託した業務内容等を記載した文書等により，需要者にお知らせいたします。

79　調査に対する需要者の協力

(1)　需要者が電気工作物の変更の工事を行なった場合には，その工事が完成したとき，すみやかにその旨を当社または登録調査機関に通知していただきます。

(2)　当社は，77（調査）(1)により調査を行なうにあたり，必要があるときは，需要者の承諾をえて電気工作物の配線図を提示していただきます。

80　検査または工事の受託

(1)　低圧で供給する場合，契約者または需要者は，保安上必要な電気工作物の検査を当社に申し込むことができます。

(2)　(1)の申込みを受けた場合には，当社は，すみやかに検査を行ないます。この場合には，当社は，検査料として実費相当額を申し受けます。ただし，軽易なものについては，無料とすることがあります。

(3)　低圧で供給する場合，契約者または需要者は，保安上必要な電気工作物の工事を当社に申し込むことができます。

(4)　(3)の申込みを受けた場合には，当社は，できる限りこれを受託いたします。受託したときには，当社は，実費を申し受けます。ただし，電線被覆損傷箇所のテープ巻き等の

軽易なものについては，材料費（消耗品を除きます。）のみを申し受けます。

81　自家用電気工作物

需要者の電気工作物のうち自家用電気工作物については，この約款のうち次のものは，適用いたしません。

(1)　77（調査）

(2)　78（調査等の委託）

(3)　79（調査に対する需要者の協力）

(4)　80（検査または工事の受託）

附　　則

1　実　施　期　日

この約款は，令和７年４月１日から実施いたします。

2　受電電気方式，供給電気方式，受電電圧および供給電圧についての特別措置

受電電気方式，供給電気方式，受電電圧および供給電圧については，当社の供給設備の都合でやむをえない場合には，当分の間，本則にかかわらず交流３相３線式標準電圧3,000ボルト，交流単相２線式標準電圧6,000ボルトまたは交流３相３線式標準電圧20,000ボルトで託送供給等を行なうことがあります。この場合において，料金その他の供給条件は，交流３相３線式標準電圧3,000ボルトまたは交流単相２線式標準電圧6,000ボルトで託送供給等を行なうときには高圧で託送供給等を行なう場合に，また，交流３相３線式標準電圧20,000ボルトで託送供給等を行なうときには標準電圧30,000ボルトで託送供給等を行なう場合に準ずるものといたします。

3　揚水発電設備等が設置された需要場所に接続供給を行なう場合の特別措置

(1)に定める適用範囲に該当する接続供給契約で，あらかじめ契約者から申出がある場合は，料金および必要となるその他の供給条件は次のとおりといたします。

(1)　適 用 範 囲

イ　揚水発電設備等が設置された需要場所に供給され揚水または蓄電された接続供給に係る電気が，当該需要場所以外の需要場所に託送供給される場合であること。

ロ　イの接続供給に係る電気と，それ以外の電気（揚水発電設備等が設置された需要場所内で使用される電気や揚水発電設備等が設置された需要場所内で発電または放電された電気等をいいます。）とを，物理的に区分する等，何らかの方法で明確に区分が可能となるよう措置されており，(イ)および(ロ)を明確に区分して定めることが可能であること。ただし，技術上，経済上，やむをえない場合等特別の事情がある場合は，(イ)および(ロ)をあらかじめ契約者と当社との協議により定めることがあります。

(イ)　当該供給地点におけるイの接続供給に係る電気に相当する最大電力（キロワット），最大電流（アンペア）または最大容量（キロボルトアンペア）（以下「揚水最大電力等」といいます。）およびそれ以外の電気の最大電力，最大電流または最大容量（以下「その他最大電力等」といいます。）

(ロ)　当該供給地点におけるイの接続供給に係る電気に相当する電力量（以下「揚水等

接続供給電力量」といいます。）およびそれ以外の電気の電力量（以下「その他接続供給電力量」といいます。）

ハ　イおよびロにおける揚水発電設備等については，あらかじめ定められた順序または手続き等にしたがって揚水または蓄電および発電または放電を制御することが可能なものであること。

(2)　接続送電サービス料金または臨時接続送電サービス料金

接続送電サービス料金または臨時接続送電サービス料金は，供給地点ごとに，あらかじめ1年ごとに契約者と当社との協議により揚水発電設備等における揚水または蓄電および発電等に係る電気の損失率（以下「揚水等損失率」といいます。）を定め，19（接続送電サービス）(3)イ(ロ)ｃ，(ハ)ｃ，(ニ)ｃ，(ホ)ｃ，(ヘ)ｃ，(ト)ｃ，ロ(イ)ｃ，(ロ)ｃ，(ハ)ｃ，ハ(イ)ｃ，(ロ)ｃもしくは(ハ)ｃ，または，20（臨時接続送電サービス）(3)イ(ロ)ｃ，(ニ)ｃ，ロ(ハ)もしくはハ(ハ)の適用にあたっては，接続送電サービス料金または臨時接続送電サービス料金の算定上，イ(イ)または(ロ)により，接続供給課金対象電力または接続供給課金対象電力量を定め，接続送電サービス契約電力，接続送電サービス契約電流，接続送電サービス契約容量，臨時接続送電サービス契約電流，臨時接続送電サービス契約容量もしくは臨時接続送電サービス契約電力または接続供給電力量に代えて適用いたします。

なお，高圧または特別高圧で供給する場合で，1 年を通じて最大需要電力等が夜間時間に発生するときのピークシフト電力は，19（接続送電サービス）(4)ロにかかわらず，ロといたします。

イ　接続供給課金対象電力または接続供給課金対象電力量

(イ)　接続供給課金対象電力

当該供給地点における接続供給課金対象電力（キロワット）は，次のとおりといたします。ただし，接続供給課金対象電力の算定上，10 アンペアを 1 キロワットと，1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。

接続供給課金対象電力

＝ 揚水最大電力等 × 揚水等損失率 ＋ その他最大電力等

(ロ)　接続供給課金対象電力量

当該供給地点における接続供給課金対象電力量は，次のとおりといたします。

接続供給課金対象電力量

＝ 揚水等接続供給電力量 × 揚水等損失率 ＋ その他接続供給電力量

ロ　1年を通じての最大需要電力等が夜間時間に発生する場合のピークシフト電力

高圧または特別高圧で供給する場合のピークシフト電力は，需要者の負荷移行により昼間時間から夜間時間に移行された増分電力をいい，その需要者の接続送電サービス契約電力からその需要者の1年を通じての昼間時間における接続供給電力の最大値を差し引いた値を上限として，夜間時間に移行する負荷設備の容量（キロワット），揚水最大電力等およびその他最大電力等ならびに揚水等損失率等にもとづき，あらかじめ契約者と当社との協議によって定めます。

なお，各月の昼間時間における接続供給電力の最大値の実績等から，ピークシフト電力が不適当と認められる場合には，すみやかにピークシフト電力を適正なものに変更していただきます。

ハ　そ の 他

(イ)　19（接続送電サービス）(3)イ(イ) a に該当する場合は，19（接続送電サービス）(3)イ(ロ) a，(ハ) a または(ニ) a にかかわらず，電灯標準接続送電サービス，電灯時間帯別接続送電サービスまたは電灯従量接続送電サービス（自己等への電気の供給の用に供する接続供給の場合に限ります。）を適用いたします。

(ロ)　20（臨時接続送電サービス）(3)イ(イ) a に該当する場合は，20（臨時接続送電サービス）(3)イ(ロ) a にかかわらず，電灯臨時接続送電サービスを適用いたします。

(ハ)　20（臨時接続送電サービス）(3)イ(ハ) a に該当する場合は，20（臨時接続送電サービス）(3)イ(ニ) a にかかわらず，動力臨時接続送電サービスを適用いたします。

(3)　電力および電力量の算定

当社または当社の供給区域で事業を営む配電事業者が指定する系統安定上必要な調整機能を有する揚水発電設備等であって別途当社または当社の供給区域で事業を営む配電事業者と調整に関する契約を締結する設備が設置された需要場所に接続供給を行なう場合で，電気の使用に係る調整を行なうときは，接続対象計画電力量，接続対象計画差対応補給電力量および接続対象計画差対応余剰電力量は，31（電力および電力量の算定）(12)，(22)および(23)にかかわらず，次のとおりといたします。

イ　接続対象計画電力量

接続対象計画電力量は，30分ごとの接続対象電力量の計画値（供給地点が複数ある場合はその合計といたします。）で，契約者があらかじめ電力広域的運営推進機関を通じて当社に通知するものといたします。

なお，当社または当社の供給区域で事業を営む配電事業者が指定する系統安定上必要な調整機能を有する揚水発電設備等であって別途当社または当社の供給区域で事業を営む配電事業者と調整に関する契約を締結する設備が設置された需要場所に接続供給を行なう場合で，電気の使用に係る調整を行なうときは，契約者は，別途，当該供給地点における 30 分ごとの接続対象電力量の計画値をあらかじめ電力広域的運営推進機関を通じて当社に通知するものといたします。

ロ　接続対象計画差対応補給電力量

接続対象計画差対応補給電力量は，30 分ごとの接続対象電力量がその 30 分における接続対象計画電力量を上回る場合に，30 分ごとに，次の式により算定された値といたします。ただし，接続対象計画差対応補給電力量の算定上，当社または当社の供給区域で事業を営む配電事業者が指定する系統安定上必要な調整機能を有する揚水発電設備等であって別途当社または当社の供給区域で事業を営む配電事業者と調整に関する契約を締結する設備が設置された需要場所に接続供給を行なう場合で，電気の使用に係る調整を行なったとき(揚水発電設備等の故障等が発生したときを除きます。)は，31（電力および電力量の算定）(8)にかかわらず，当該供給地点におけるその 30 分ごとの接続対象電力量の計画値にもとづき算定される当該供給地点におけるその 30 分ごとの接続供給電力量の計画値を当該供給地点におけるその 30 分ごとの接続供給電力量とみなし，接続対象電力量を算定いたします。

接続対象計画差対応補給電力量 ＝ 接続対象電力量 － 接続対象計画電力量

ハ　接続対象計画差対応余剰電力量

接続対象計画差対応余剰電力量は，30 分ごとの接続対象電力量がその 30 分における接続対象計画電力量を下回る場合に，30 分ごとに，次の式により算定された値といたします。ただし，接続対象計画差対応余剰電力量の算定上，当社または当社の供給区域で事業を営む配電事業者が指定する系統安定上必要な調整機能を有する揚水発電設備等であって別途当社または当社の供給区域で事業を営む配電事業者と調整に関する契約を締結する設備が設置された需要場所に接続供給を行なう場合で，電気の使用に係る調整を行なったとき(揚水発電設備等の故障等が発生したときを除きます。)は，31（電力および電力量の算定）(8)にかかわらず，当該供給地点におけるその 30 分ごとの接続対象電力量の計画値にもとづき算定される当該供給地点におけるその 30 分ごとの接続供給電力量の計画値を当該供給地点におけるその 30 分ごとの接続供給電力量とみなし，接続対象電力量を算定いたします。

接続対象計画差対応余剰電力量 ＝ 接続対象計画電力量 － 接続対象電力量

(4)　計量器等の取付け

料金の算定上必要な計量器等については，63（計量器等の取付け）によるものといたします。また，これに加え，(1)イの接続供給に係る電気と，それ以外の電気（揚水発電設備等が設置された需要場所内で使用される電気や揚水発電設備等が設置された需要場所内で発電または放電された電気等をいいます。）とを，(1)ロによって区分する場合には，区分するために必要な計量器およびその付属装置は，原則として，当社の所有とし，当社の負担で取り付けます。

(5)　供給電圧と計量電圧が異なる場合の取扱い

接続供給電力量および最大需要電力等は，30（計量）および附則 6（受電電圧および供給電圧と計量電圧が異なる場合の取扱い）にかかわらず，供給電圧と異なった電圧で計量することがあります。この場合，接続供給電力量および最大需要電力等は，計量された接続供給電力量および最大需要電力等を，供給電圧と同位にするために，あらかじめ契約者と当社との協議によって定められた計量損失率によって修正したものといたします。

(6)　分割接続供給の場合の取扱い

イ　この特別措置の適用を希望される場合は，あらかじめ双方の契約者で協議のうえ，当社へ申し出ていただきます。

ロ　この特別措置は，それぞれの契約者に係る接続送電サービスまたは臨時接続送電サービスに適用するものとし，それぞれの契約者に係る接続送電サービスまたは臨時接続送電サービスの取扱いは，(1)および(2)に準ずるものといたします。また，この場合は，33（料金の算定）(12)または(13)にもとづき料金の調整を行なうために，1 供給地点につき，1 接続送電サービスまたは 1 臨時接続送電サービスを適用したときの接続送電サービスまたは臨時接続送電サービスにおいてもこの特別措置を適用するものとし，当該接続送電サービスまたは臨時接続送電サービスの取扱いは，(1)および(2)に準ずるものといたします。

なお，揚水等損失率は，あらかじめ 1 年ごとに双方の契約者と当社との協議により供給地点ごとに定め，それぞれの契約者に係る接続送電サービス料金または臨時接続送電サービス料金および 1 供給地点につき，1 接続送電サービスまたは 1 臨時接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービス料金または臨時接続送電サービス料金の算定にあたり，同一の値を使用するものといたします。

4　発電量調整供給契約についての特別措置〔再生可能エネルギー発電設備〕

(1)　契約者が特定契約を締結している場合もしくは特定送配電事業者が特定契約を締結している場合または契約者が当社と再生可能エネルギー電気卸供給契約を締結し，指定した再生可能エネルギー発電設備から電気を調達する場合は，原則として，契約者または特定送配電事業者との間で発電量調整供給契約を締結し，特例発電バランシンググループを設定していただきます。この場合，契約者が締結する特定契約に係る再生可能エネルギー発電設備，特定送配電事業者が締結する特定契約に係る再生可能エネルギー発電設備および当社との再生可能エネルギー電気卸供給契約に係る再生可能エネルギー発電設備は，同一のバランシンググループに属することはできないものといたします。

(2)　(1)により発電量調整供給契約を締結する場合において，発電量調整供給契約（発電者から電気を受電する場合に限ります。）の申込みに先だち，契約者（当社と再生可能エネルギー電気卸供給契約を締結する契約者を除きます。）または特定送配電事業者は，受電地点特定番号を明らかにして，申込書（当社所定の様式によります。）により，受電側接続検討の申込みをしていただきます。

(3)　(1)により発電量調整供給契約を締結する場合において，発電者が特定契約を締結する電気事業者の変更を希望され，または契約者が当社もしくは特定送配電事業者との再生可能エネルギー電気卸供給契約の変更を希望されることにともない当該発電者に係る発電量調整供給契約を変更するときは，当社は，51（契約の変更）(3)に準じて契約を変更していただくことがあります。

(4)　(1)により発電量調整供給契約を締結する場合において，契約者が特定送配電事業者と再生可能エネルギー電気卸供給契約を締結し，指定した再生可能エネルギー発電設備から電気を調達することを希望されるときは，契約者は，当社が受電地点において発電量調整供給を行なう際に必要となる事項について，特定送配電事業者が当社に通知する旨を承諾した文書を提出していただきます。

(5)　(1)により発電量調整供給契約を締結する場合において，契約者（特定送配電事業者が契約者となる場合を除きます。）が希望されるときは，契約者の指定する発電バランシンググループ（当該発電バランシンググループにおける特定契約が平成 28 年 4 月 1 日以降に締結され，かつ，再生可能エネルギー特別措置法第 2 条第 3 項第 5 号に定めるバイオマスを電気に変換する認定発電設備〔以下「バイオマス発電設備」といいます。〕であって化石燃料を混焼するもの〔再生可能エネルギー特別措置法施行規則第 14 条第 8 号ニに定める地域資源バイオマス発電設備を除きます。〕であるときを除きます。）に係る料金および必要となるその他の供給条件は次のとおりといたします。

イ　8（契約の要件）(2)イは，適用いたしません。

ロ　発電量調整供給に係る料金は，18（料金）(2)にかかわらず，18（料金）(2)に定める料金，ホにより算定されるインバランスリスク料および再生可能エネルギー予測誤差対応調整力確保料といたします。ただし，契約者が当社と再生可能エネルギー電気卸供給契約を締結し，指定した再生可能エネルギー発電設備から電気を調達する場合は，インバランスリスク料および再生可能エネルギー予測誤差対応調整力確保料は申し受けません。

ハ　特例発電バランシンググループに係る発電量調整供給の料金単価は，23（発電量調整受電計画差対応電力）(2)イ(ハ)およびロ(ハ)にかかわらず，託送供給等約款料金算定規則第 29 条（卸電力取引所が公表する額に限ります。）にもとづき，30 分ごとに算定される金額といたします。

ただし，契約者が特定契約を締結している場合の特例発電バランシンググループに係る発電量調整供給の料金単価は，23（発電量調整受電計画差対応電力）(2)イ(ハ)およびロ(ハ)にかかわらず，託送供給等約款料金算定規則附則第 3 条（卸電力取引所が公表する額に限ります。）にもとづき，30 分ごとに算定される金額といたします。

この場合，23（発電量調整受電計画差対応電力）(2)イ(ロ)およびロ(ロ)にかかわらず，発電量調整受電計画差対応補給電力料金は，特例発電バランシンググループに係る発電量調整供給およびその他の発電バランシンググループに係る発電量調整供給について，それぞれ 23（発電量調整受電計画差対応電力）(2)イ(ロ)に準じて算定したものの合計とし，発電量調整受電計画差対応余剰電力料金は，特例発電バランシンググループに係る発電量調整供給およびその他の発電バランシンググループに係る発電量調整供給について，それぞれ 23（発電量調整受電計画差対応電力）(2)ロ(ロ)に準じて算定したものの合計といたします。

ニ　特例発電バランシンググループに係る給電指令時補給電力料金単価は，26（給電指令時補給電力）(2)ニにかかわらず，託送供給等約款料金算定規則第 29 条（卸電力取引所が公表する額に限ります。）にもとづき，30 分ごとに算定される金額といたします。

なお，契約者が特定契約を締結している場合の特例発電バランシンググループに係る給電指令時補給電力料金単価は，26（給電指令時補給電力）(2)ニにかかわらず，託送供給等約款料金算定規則附則第 3 条（卸電力取引所が公表する額に限ります。）にもとづき，30 分ごとに算定される金額といたします。ただし，39（給電指令の実施等）(2)ホの場合で，ノンファーム電源に対して出力の抑制を実施したときの給電指令時補給電力料金単価は，39（給電指令の実施等）(5)により補給される電気を使用されているときの翌日取引を行なうための卸電力取引市場における 30 分ごとの売買取引の

価格（売買取引に係る電力の受渡しが連系設備の送電容量等による制限を受けるものとして当社の供給区域において売買取引を行なうものに限ります。）に消費税等相当額を加えた金額とし，当社が 30 分ごとに設定するものといたします。

この場合，26（給電指令時補給電力）(2)ロにかかわらず，給電指令時補給電力料金は，特例発電バランシンググループに係る補給およびその他の発電バランシンググループに係る補給について，それぞれ 26（給電指令時補給電力）(2)ロに準じて算定したものの合計といたします。

ホ　インバランスリスク料は，特例発電バランシンググループにおける 30 分ごとの発電量調整受電電力量にインバランスリスク単価を適用してえられる金額のその 1 月の合計（合計額が負となる場合は零といたします。）といたします。また，再生可能エネルギー予測誤差対応調整力確保料は，特例発電バランシンググループにおける 30 分ごとの発電量調整受電電力量に，再生可能エネルギー予測誤差対応単価（再生可能エネルギー特別措置法施行規則に定める再生可能エネルギー予測誤差対応調整力確保に係る単価をいいます。）を適用してえられる金額のその 1 月の合計といたします。

ヘ　インバランスリスク料および再生可能エネルギー予測誤差対応調整力確保料について必要となるその他の事項については，発電量調整受電計画差対応補給電力料金に準じて次の各項によるものといたします。

(イ)　29（料金の算定期間）

(ロ)　33（料金の算定）

(ハ)　34（支払義務の発生および支払期日）

(ニ)　35（料金その他の支払方法）

(ホ)　36（保証金）

(ヘ)　48（違約金）

(ト)　55（解約等）

ト　当社は，30 分ごとの契約者が締結する特定契約または当社もしくは特定送配電事業者との再生可能エネルギー電気卸供給契約に係る発電量調整受電計画電力量を決定し，原則として発電量調整供給実施日の前々日の午後 4 時までに契約者に通知いたします。

また，当社は，当該発電量調整受電計画電力量の見直しを行ない，変更後の発電量調整受電計画電力量を決定し，原則として発電量調整供給実施日の前日午前 6 時までに契約者に再通知いたします。

なお，契約者は，必要に応じて発電量調整受電計画電力量の決定に必要となる事項に関する文書を当社に提出していただきます。

チ　ローカル系統における電気の潮流が系統安定度等にもとづき算定される運用可能

な容量を超過し，または超過するおそれがある場合で，当社がノンファーム電源の出力の抑制に係る通知を発電者または契約者に行なったときは，トにかかわらず，契約者は，発電量調整受電計画電力量の見直しを行なっていただきます。

リ　契約者は，発電量調整供給の実施に先だち，変更後の発電量調整受電計画電力量にもとづき発電計画を所定の様式により電力広域的運営推進機関を通じて当社に通知していただきます。

ヌ　リで定めた計画を変更する必要が生じた場合には，すみやかに当社に通知していただきます。

ル　この料金その他の供給条件の適用を開始した後1年間はこの料金その他の供給条件の適用を継続していただきます。また，この料金その他の供給条件の適用を終了した後1年間はこの料金その他の供給条件を適用いたしません。

(6)　(1)により発電量調整供給契約を締結する場合において，契約者が当社と再生可能エネルギー電気卸供給契約を締結し，指定した再生可能エネルギー発電設備から電気を調達するときは，契約者の指定する発電バランシンググループ（(5)において，契約者が希望される場合を除きます。）に係る料金および必要となるその他の供給条件は次のとおりといたします。

イ　発電量調整供給に係る料金は，18（料金）(2)にかかわらず，18（料金）(2)に定める料金およびロにより算定されるインバランスリスク料といたします。

ロ　インバランスリスク料は，特例発電バランシンググループにおける 30 分ごとの発電量調整受電電力量にインバランスリスク単価を適用してえられる金額のその1月の合計（合計額が負となる場合は零といたします。）といたします。

ハ　インバランスリスク料について必要となるその他の事項については，発電量調整受電計画差対応余剰電力料金に準じて次の各項によるものといたします。

(イ)　29（料金の算定期間）

(ロ)　33（料金の算定）

(ハ)　34（支払義務の発生および支払期日）

(ニ)　35（料金その他の支払方法）

(7)　(1)により発電量調整供給契約を締結する発電場所（低圧で受電する場合に限ります。）において，イに該当する複数の発電設備等（各発電設備等の出力が 10 キロワット未満の場合に限ります。また，特定送配電事業者が特定契約を締結する再生可能エネルギー発電設備を除きます。）を使用する発電場所で，契約者または発電契約者から適用の申出がある場合は，当分の間，必要となるその他の供給条件は，ロからホのとおりといたします。

イ　適　　用

次のいずれかに該当する場合に適用いたします。

(ｲ)　特定契約に係る再生可能エネルギー発電設備とそれ以外の発電設備等を設置する発電場所で，特定契約に係る再生可能エネルギー発電設備以外の電気を発電契約者が受電する場合

(ﾛ)　特定契約に係る再生可能エネルギー発電設備を複数設置する発電場所で，契約者が特定契約を締結する再生可能エネルギー発電設備と当社が特定契約を締結する再生可能エネルギー発電設備が混在する場合または当社の再生可能エネルギー電気卸供給約款にもとづき指定した再生可能エネルギー発電設備から電気を調達する場合

ロ　供給および契約の単位

当社は，15（供給および契約の単位）(1)にかかわらず，1 発電場所について 1 系統連系受電サービスを適用（当社が特定契約を締結している場合〔発電契約者が発電者との間で電力受給に関する契約を締結している場合を除きます。〕を除きます。）し，1 電気方式，1 引込，2 計量をもって発電量調整供給を行ないます。この場合，当該発電場所に係る発電バランシンググループは，計量区分ごとに発電バランシンググループを設定していただきます。

ハ　計　　量

当社は，30（計量）(1)にかかわらず，発電量調整受電電力量は，受電地点ごとに取り付けた記録型計量器および複数の発電設備等を区分するために取り付けた記録型計量器により，受電電圧と同位の電圧で，30 分単位で計量いたします。また，受電地点に取り付けた記録型計量器で計量された電力量と複数の発電設備等を区分するために取り付けた記録型計量器で計量された電力量の差し引きにより，30 分ごとに，発電バランシンググループごとに，電力量を仕訳いたします。この場合，31（電力および電力量の算定）の電力および電力量の算定上，仕訳後の電力量を受電地点で計量された電力量とみなします。

ニ　38（託送供給等の実施）(3)へは，適用いたしません。

ホ　イの適用を廃止しようとされる場合またはイの適用に該当しなくなった場合は，当該発電場所に係る取扱いを終了させるための適当な処置を行ないます。

なお，必要に応じて契約者，発電契約者および発電者に協力していただきます。

(8)　契約者が化石燃料を混焼するバイオマス発電設備から契約者が締結する特定契約に係る電気を受電する場合，当該バイオマス発電設備に係る発電量調整受電電力量は，次のとおりといたします。

イ　特例発電バランシンググループに係る発電量調整受電電力量は，当該バイオマス発

電設備の受電地点で 30 分ごとに計量された電力量に，当該バイオマス発電設備のバイオマス比率（発電により得られる電気の量に占めるバイオマスを変換して得られる電気の量の割合をいい,特定契約の料金の算定期間ごとに算定される値といたします。）を乗じてえた値とし，30 分ごとに算定いたします。

ロ　契約者は，当該バイオマス発電設備の受電地点において他の特例発電バランシンググループに係る発電量調整供給契約等と同一計量する場合は，イの電力量の仕訳に係る順位を，38（託送供給等の実施）(3)へに準じて電力広域的運営推進機関を通じて当社に通知していただきます。

ハ　イのバイオマス比率は，算定後すみやかに契約者から当社に通知していただきます。この場合，当社は，必要に応じて，バイオマス比率の算定根拠に関する文書を契約者から提出していただきます。

ニ　特例発電バランシンググループと同一計量する発電バランシンググループに係る発電量調整受電電力量は，当該バイオマス発電設備の受電地点で計量された 30 分ごとの電力量からイおよびロにより算定された特例発電バランシンググループに係る 30 分ごとの発電量調整受電電力量を差し引いた値にもとづき，本則に準じて算定いたします。

(9)　その他の事項については，発電契約者および発電者の場合に準ずるものといたします。

5　離島についての特別措置

(1)　系統連系受電サービス料金

電気事業法第 2 条第 1 項第 8 号イに定める離島（以下「離島」といいます。）における系統連系受電サービスの基本料金は，22（系統連系受電サービス）(3)イにかかわらず，次のとおりといたします。

系統連系受電課金対象電力 1 キロワットにつき	102 円 30 銭

(2)　発電量調整受電計画差対応補給電力料金単価等

離島における発電量調整受電計画差対応補給電力料金単価，接続対象計画差対応補給電力料金単価，需要抑制量調整受電計画差対応補給電力料金単価または給電指令時補給電力料金単価については，23（発電量調整受電計画差対応電力）(2)イ(ハ)，24（接続対象計画差対応電力）(2)イ(ハ)，25（需要抑制量調整受電計画差対応電力）(2)イ(ハ)，26（給電指令時補給電力）(1)ニまたは(2)ニにかかわらず，次のとおりといたします。

1 キロワット時につき	60 円 71 銭

(3)　発電量調整受電計画差対応余剰電力料金単価等

離島における発電量調整受電計画差対応余剰電力料金単価，接続対象計画差対応余剰電力料金単価または需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力料金単価については，23（発電量調整受電計画差対応電力）(2)ロ(ハ)，24（接続対象計画差対応電力）(2)ロ(ハ)または25（需要抑制量調整受電計画差対応電力）(2)ロ(ハ)にかかわらず，次のとおりといたします。

1キロワット時につき	24円19銭

6　受電電圧および供給電圧と計量電圧が異なる場合の取扱い

発電量調整受電電力量，接続供給電力量，最大連系電力等および最大需要電力等は，30（計量）にかかわらず，当分の間，やむをえない場合には，受電電圧および供給電圧と異なった電圧で計量いたします。この場合，発電量調整受電電力量，接続供給電力量，最大連系電力等および最大需要電力等は,計量された発電量調整受電電力量,接続供給電力量,最大連系電力等および最大需要電力等を，受電電圧および供給電圧と同位にするために原則として3パーセントの計量損失率によって修正したものといたします。

7　記録型計量器以外の計量器で計量する場合の特別措置

(1)　低圧で供給する場合で，30分ごとに計量することができない計量器（以下「記録型計量器以外の計量器」といいます。）で計量するときの接続供給電力量および接続送電サービス契約電力については，次のとおりといたします。

イ　移行期間における30分ごとの接続供給電力量

その1月のうち記録型計量器以外の計量器で計量する期間（以下「移行期間」といいます。）における30分ごとの接続供給電力量は，移行期間において計量された接続供給電力量を移行期間における 30 分ごとの接続供給電力量として均等に配分してえられる値といたします。ただし，移行期間の接続供給電力量を時間帯区分ごとに計量する場合は，移行期間において各時間帯区分ごとに計量された接続供給電力量をそれぞれの時間帯区分の 30 分ごとの接続供給電力量として均等に配分してえられる値といたします。

ロ　移行期間において料金の変更があった場合の30分ごとの接続供給電力量

ハ，19（接続送電サービス）(2)イ(ロ)，(ハ)または20（臨時接続送電サービス）(2)イによって，接続送電サービス契約電力，接続送電サービス契約電流，接続送電サービス契約容量，臨時接続送電サービス契約電流，臨時接続送電サービス契約容量また

は臨時接続送電サービス契約電力を定める場合で，移行期間において，接続送電サービスの種別，臨時接続送電サービスの種別，接続送電サービス契約電力，接続送電サービス契約電流，接続送電サービス契約容量，臨時接続送電サービス契約電流，臨時接続送電サービス契約容量,臨時接続送電サービス契約電力等を変更したことにより，料金に変更があったときは，移行期間における接続供給電力量を，料金の変更のあった日の前後の期間の日数にそれぞれ接続送電サービス契約電力，接続送電サービス契約電流，接続送電サービス契約容量，臨時接続送電サービス契約電流，臨時接続送電サービス契約容量または臨時接続送電サービス契約電力を乗じた値の比率により区分して算定いたします。

この場合，移行期間における料金の変更のあった日の前後の接続供給電力量を，イに準じて，30 分ごとの接続供給電力量として均等に配分いたします。

ハ　接続送電サービス契約電力

契約者が 19（接続送電サービス）(2)イ(イ)によって接続送電サービス契約電力を定めることを希望される場合は，当分の間，19（接続送電サービス）(2)イ(イ)にかかわらず，供給地点ごとに，負荷設備の容量等を基準として，契約者と当社との協議によって定めることがあります。

(2)　発電量調整供給の場合で，当該発電量調整供給に係る発電量調整受電電力量を記録型計量器以外の計量器で計量するときの 30 分ごとの発電量調整受電電力量の計量値は，当分の間，発電契約者と当社との協議によって定めます。

8　発電量調整供給に係る発電設備等が調整電源に該当する場合の特別措置

(1)　1 発電場所において，調整電源に該当する発電設備等が複数存在する場合で，当該複数の調整電源のうち，一部の調整電源の故障等が発生したときは，31（電力および電力量の算定）(20)イおよび(21)イにおける発電量調整受電計画差対応補給電力量および発電量調整受電計画差対応余剰電力量の算定上，31（電力および電力量の算定）(2)イにかかわらず，発電契約者と当社との協議によってその 30 分ごとに定めた値を，当該受電地点におけるその 30 分ごとの発電量調整受電電力量とみなします。

(2)　1 発電場所において，調整電源に該当する発電設備等と調整電源に該当しない発電設備等が混在する場合は，調整電源に該当する発電設備等と調整電源に該当しない発電設備等を異なる発電バランシンググループに設定していただきます。また，当該受電地点における 30 分ごとの電力量および電力量の計画値は，発電契約者と当社との協議によって発電バランシンググループごとに定めます。この場合，31（電力および電力量の算定）の電力および電力量の算定上，協議により定めた値を，当該受電地点において 30 分

ごとに計量された電力量および当該受電地点において当社が発電契約者から受電する電気の 30 分ごとの電力量の計画値とみなします。

9　損害賠償の免責についての特別措置〔再生可能エネルギー発電設備〕

発電者が再生可能エネルギー特別措置法附則第 4 条第 1 項に定める旧特定供給者に該当する場合で，39（給電指令の実施等）によって発電者の発電もしくは放電を制限し，または中止したことにより，発電者が損害（再生可能エネルギー特別措置法施行規則第 14 条第 8 号トにおいて特定契約申込者が補償を求めることができるとされている場合の損害に限ります。）を受けたときは，49（損害賠償の免責）(1)にかかわらず，発電契約者の求めに応じ，当社は，当該損害について，再生可能エネルギー特別措置法施行規則第 14 条第 8 号トに定める額を限度として，補償するものといたします。

なお，当社は，同一の原因により発電契約者または発電者の受けた当該損害について，賠償の責めを負いません。

10　軽負荷期等における電気の使用に係る特別措置

(1)　需要者の発電設備の停止または出力の抑制により生じた不足電力の補給にあてるための電気を使用される場合における特別措置

イに定める適用範囲に該当する接続供給契約で，あらかじめ契約者からこの特別措置の適用の申出がある場合の料金および必要となるその他の供給条件は，当分の間，次のとおりといたします。

イ　適 用 範 囲

契約者が次の時間帯に，19（接続送電サービス）(2)ニによって接続送電サービス契約電力を定める供給地点において，需要者の発電設備の停止または出力の抑制により生じた不足電力の補給にあてるための電気を使用する場合に適用いたします。

(イ)　軽負荷期（毎年 4 月 1 日から 6 月 30 日，9 月 1 日から 10 月 31 日までの期間をいいます。）における毎日午前 8 時から午後 4 時までの時間

(ロ)　その他期（軽負荷期以外の期間をいいます。）における土曜日，日曜日，「国民の祝日に関する法律」に規定する休日，1 月 2 日，1 月 3 日，12 月 30 日および 12 月 31 日の午前 8 時から午後 4 時までの時間

(ハ)　再生可能エネルギー発電設備出力抑制対象時間（当社が再生可能エネルギー発電設備の出力抑制の可能性または出力抑制の要請を公表した場合における当該出力抑制の対象となる時間帯をいいます。）

ロ　特別措置の適用申込みおよび使用の申出

(ｲ)　契約者は，この特別措置の適用を希望する供給地点に係る事項（需要者の名称，需要場所〔供給地点特定番号を含みます。〕）を明らかにして，当社所定の様式により，申込みをしていただきます。

(ﾛ)　原則として，当社が指定する期限までに，使用の申出をしていただきます。

(ﾊ)　15（供給および契約の単位）(2)ロによって当社が分割接続供給を行なう場合で，この特別措置の適用を希望され，需要者の発電設備の停止または出力の抑制により生じた不足電力の補給にあてるための電気を使用されるときは，あらかじめ双方の契約者で協議のうえ，(ｲ)および(ﾛ)に準じて，申込みおよび申出をしていただきます。

ハ　接続送電サービス契約電力

接続送電サービス契約電力は，19（接続送電サービス）(2)ニによって定めた値といたします。

なお，19（接続送電サービス）(2)ニの不足電力の補給にあてるための電気の供給分以外の供給分の算定上，この特別措置により電気を使用されたその１月の最大需要電力等は，その１月の最大需要電力等から19（接続送電サービス）(2)ニの契約者と当社との協議によって定めた値を差し引いたものといたします。

ニ　接続送電サービス料金

この特別措置により電気を使用したときの基本料金は，19（接続送電サービス）(3)ロ(ｲ)ｃ(a)，(ﾛ)ｃ(a)，ハ(ｲ)ｃ(a)または(ﾛ)ｃ(a)における需要者の発電設備の検査，補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気をまったく使用しないときに準じて算定いたします。ただし，その１月にこの特別措置により電気を使用し，かつ，需要者の発電設備の検査，補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気を使用したときの基本料金は，19（接続送電サービス）(3)ロ(ｲ)ｃ(a)，(ﾛ)ｃ(a)，ハ(ｲ)ｃ(a)または(ﾛ)ｃ(a)に準じて算定いたします。

ホ　そ の 他

(ｲ)　当社は，契約者との間で，この特別措置の適用に必要となる事項について，別途覚書を締結することがあります。

(ﾛ)　当社は，電気の需給状況その他によってやむをえない場合には，この特別措置の適用をしないことがあります。

(2)　１年を通じての最大需要電力等が負荷移行先時間に発生する場合の取扱いについての特別措置

イ　19（接続送電サービス）(4)の適用を受ける供給地点において，需要者が土曜日，軽

負荷期における平日の午前 8 時から午後 4 時までの時間または再生可能エネルギー発電設備出力抑制対象時間に負荷移行を行ない，1 年を通じての最大需要電力等が負荷移行先時間（夜間時間，土曜日，軽負荷期における平日の午前 8 時から午後 4 時までの時間および再生可能エネルギー発電設備出力抑制対象時間をいいます。）に発生する場合で，契約者と当社との協議がととのったときのその供給地点の各月の接続送電サービス料金は，当分の間，19（接続送電サービス）(4)にかかわらず，19（接続送電サービス）(3)によって算定された金額から(ｲ)によって算定されたピークシフト割引額を差し引いたものといたします。

(ｲ)　ピークシフト割引額

ピークシフト割引額は，19（接続送電サービス）(4)イに準じて算定された金額といたします。この場合，19（接続送電サービス）(4)イにいうロのピークシフト電力は，(ﾛ)のピークシフト電力といたします。

(ﾛ)　ピークシフト電力

ピークシフト電力は，その需要者の接続送電サービス契約電力からその需要者の 1 年を通じての負荷移行元時間（負荷移行先時間以外の時間をいいます。）における接続供給電力の最大値を差し引いた値を上限として，負荷移行先時間に移行する負荷設備の容量（キロワット）等にもとづき，あらかじめ契約者と当社との協議によって定めます。

なお，分割接続供給の場合は，それぞれの契約者に係るピークシフト電力とあわせて，33（料金の算定）(12)にもとづき料金の調整を行なうために，1 供給地点につき，1 接続送電サービスを適用したときのピークシフト電力を，あらかじめ双方の契約者と当社との協議によって定めます。

また，各月の負荷移行元時間における接続供給電力の最大値の実績等から，ピークシフト電力が不適当と認められる場合には，すみやかにピークシフト電力を適正なものに変更していただきます。

(ﾊ)　1 年を通じて負荷移行先時間に最大需要電力等が発生しないことが明らかになった場合等については，本取扱いの適用をただちに解消いたします。

なお，それが 19（接続送電サービス）(4)の取扱い適用後 1 年に満たない場合は，既に適用したピークシフト割引額（19〔接続送電サービス〕(4)によって適用したピークシフト割引額を含みます。）の合計金額を本取扱いの適用が解消された月の接続送電サービス料金に加算したものをその月の接続送電サービス料金として算定いたします。

(ﾆ)　この特別措置の適用にともない，19（接続送電サービス）(4)ハに該当する場合で

あっても，19（接続送電サービス）(4)ハに定める適用後1年に満たない場合の取扱いは適用いたしません。

ロ　高圧または特別高圧で供給する場合で，需要者が負荷移行元時間から負荷移行先時間への負荷移行を行なった結果，1 年を通じての最大需要電力等が負荷移行先時間に発生し，かつ，契約者が標準接続送電サービスまたは時間帯別接続送電サービスの適用を受け，契約者と当社との協議がととのったときのその供給地点の各月の接続送電サービス料金は，当分の間，19（接続送電サービス）(3)によって算定された金額から(ｲ)によって算定されたピークシフト割引額を差し引いたものといたします。

(ｲ)　ピークシフト割引額

ピークシフト割引額は，19（接続送電サービス）(4)イに準じて算定された金額といたします。この場合，19（接続送電サービス）(4)イにいうロのピークシフト電力は，(ﾛ)のピークシフト電力といたします。

(ﾛ)　ピークシフト電力

ピークシフト電力は，需要者の負荷移行により負荷移行元時間から負荷移行先時間に移行された増分電力をいい，その需要者の接続送電サービス契約電力からその需要者の1年を通じての負荷移行元時間における接続供給電力の最大値を差し引いた値を上限として，負荷移行先時間に移行する負荷設備の容量（キロワット）等にもとづき，あらかじめ契約者と当社との協議によって定めます。

なお，分割接続供給の場合は，それぞれの契約者に係るピークシフト電力とあわせて，33（料金の算定）(12)にもとづき料金の調整を行なうために，1 供給地点につき，1 接続送電サービスを適用したときのピークシフト電力を，あらかじめ双方の契約者と当社との協議によって定めます。

また，各月の負荷移行元時間における接続供給電力の最大値の実績等から，ピークシフト電力が不適当と認められる場合には，すみやかにピークシフト電力を適正なものに変更していただきます。

(ﾊ)　1 年を通じて負荷移行先時間に最大需要電力等が発生しないことが明らかになった場合等については，本取扱いの適用をただちに解消いたします。

なお，それが本取扱い適用後1年に満たない場合は，既に適用したピークシフト割引額の合計金額を本取扱いの適用が解消された月の接続送電サービス料金に加算したものをその月の接続送電サービス料金として算定いたします。

ハ　附則3（揚水発電設備等が設置された需要場所に接続供給を行なう場合の特別措置）の適用を受け，かつ，イまたはロの適用を受ける場合のピークシフト電力は，附則 3（揚水発電設備等が設置された需要場所に接続供給を行なう場合の特別措置）(2)ロ

またはイ(ロ)もしくはロ(ロ)にかかわらず，その需要者の接続送電サービス契約電力からその需要者の 1 年を通じての負荷移行元時間における接続供給電力の最大値を差し引いた値を上限として，負荷移行先時間に移行する負荷設備の容量（キロワット），揚水最大電力等およびその他最大電力等ならびに揚水等損失率等にもとづき，あらかじめ契約者と当社との協議によって定めます。

なお，分割接続供給の場合は，それぞれの契約者に係るピークシフト電力とあわせて，33（料金の算定）⑿にもとづき料金の調整を行なうために，1 供給地点につき，1 接続送電サービスを適用したときのピークシフト電力を，あらかじめ双方の契約者と当社との協議によって定めます。

また，各月の負荷移行元時間における接続供給電力の最大値の実績等から，ピークシフト電力が不適当と認められる場合には，すみやかにピークシフト電力を適正なものに変更していただきます。

11　再エネ海域利用法に係る特別措置

再エネ海域利用法第 8 条第 1 項の規定による海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域の指定に関する国からの要請による受電側接続検討について，電力広域的運営推進機関から依頼を受けた場合は，受電側接続検討の申込みがなされたものとみなし，9（検討および契約の申込み）(1)にもとづき受電側接続検討をいたします。この場合，検討料については，選定事業者を発電者とする発電契約者から申し受けます。

12　給電指令時補給電力料金に係る特別措置

39（給電指令の実施等）(2)への場合で，連系に係る受電側接続検討申込書類を当社が令和 5 年 1 月 31 日までに受領し，当該受電側接続検討を当社が令和 5 年 3 月 31 日までに受け付けたノンファーム電源（ローカル系統の増強に要する工事費負担金を当社が申し受けた発電設備等に限ります。以下「みなしファーム電源」といいます。）に対して出力の抑制を実施したときは，26（給電指令時補給電力）(2)ニ，31（電力および電力量の算定）⑽ロおよび⑵ロにおいて，当該発電設備等をファーム電源として取り扱います。

13　バランシンググループの設定に係る特別措置

契約者，発電契約者または需要抑制契約者が配電事業者（当社供給区域内において事業を営むものに限ります。）の供給区域において配電事業者の託送供給等約款（電気事業法第 27 条の 12 の 11 第 1 項にもとづき配電事業者が経済産業大臣に届け出たものをいい，電気事業法第 27 条の 12 の 11 第 2 項ただし書にもとづき経済産業大臣の承認を受けた料

金その他の供給条件を含みます。以下「配電事業者の約款」といいます。）により託送供給または電力量調整供給を受ける場合で，当該配電事業者の配電事業に係る業務の一部（発電量調整受電計画差対応電力，接続対象計画差対応電力および需要抑制量調整受電計画差対応電力の不足電力の補給または送電超過分電力もしくは抑制超過分電力の購入ならびに給電指令等により生じた不足電力の補給に係る業務といたします。）について，当該配電事業者と当社との間で受委託に関する契約を締結し，かつ，契約者，発電契約者または需要抑制契約者が当該配電事業者の供給区域における需要場所または発電場所（調整電源に該当する発電場所を除きます。）をこの約款で設定する需要バランシンググループ，発電バランシンググループまたは需要抑制バランシンググループに属することを希望されるときの料金および必要となるその他の供給条件は，当分の間，次のとおりといたします。

(1)　代表契約者の選任

契約者および配電事業者の約款に定める契約者が複数となる場合で，1 需要バランシンググループを設定することを希望されるときは，次のとおりとしていただきます。

イ　4（代表契約者の選任）にかかわらず，自己等への電気の供給の用に供するための接続供給契約の場合を除き，1 需要バランシンググループを設定することを希望されるすべての者がこの約款にもとづいて当社と接続供給契約を締結するものとし，1 接続供給契約における契約者を複数としていただきます。この場合，当該接続供給契約においては 1 需要バランシンググループを設定するものとし，この約款に関する当社との協議および接続供給の実施に関する事項についての権限を複数の契約者全員から委任された契約者を，代表契約者としてあらかじめ選任していただき，かつ，契約者が行なう，当社との手続きおよび協議，この約款に定める金銭債務の支払い等は，代表契約者を通じて行なっていただきます。また，当社は，契約者との協議および契約者への通知を代表契約者に対して行ないます。ただし，当社は，必要に応じて，代表契約者以外の契約者と，協議等をさせていただくことがあります。

ロ　契約者は，配電事業者と締結する接続供給契約においても，イによって代表契約者に選任された契約者を代表契約者としてあらかじめ選任していただきます。ただし，イによって代表契約者に選任された契約者と配電事業者が接続供給契約を締結し，イにおいて 1 需要バランシンググループを設定する他の契約者が当該配電事業者と接続供給契約を締結しない場合を除きます。

(2)　契約の要件

需要抑制契約者が需要抑制量調整供給契約を希望される場合で，需要抑制契約者が特定卸供給を行なう事業を営むものであるときは，8（契約の要件）(4)イにかかわらず，次のいずれにも該当すること。

イ　需要者（配電事業者の約款に定める需要者を含みます。）に対して，次の(ｲ)および(ﾛ)の事項を定めた需要抑制に関する計画を適時に策定し，当該計画にしたがって適切な需要抑制の指示を適時に出すことができること。

(ｲ)　需要抑制量（1キロワットをこえる電気を抑制しようとするものに限ります。）

(ﾛ)　需要抑制の実施頻度および時期

ロ　イによってえられた100キロワットをこえる電気（配電事業者の約款に定める需要抑制量調整供給契約における電気を含みます。）を供給しようとするものであること。

ハ　電気の安定かつ適正な供給を確保するための適切な需給管理体制および情報管理体制を確立し，実施および維持することができること。

ニ　需要者の保護の観点から適切な情報管理体制を確立し，実施および維持できること。

ホ　需要者と電力需給に関する契約等を締結している契約者が供給力を確保するよう，当該契約者と需要抑制契約者との間または当該契約者と需要者との間で適切な契約がなされていること。

(3)　供給および契約の単位

イ　接続供給の場合，契約者は配電事業者の供給区域における需要場所について，この約款で設定する需要バランシンググループと同一の需要バランシンググループを設定していただきます。

ロ　発電量調整供給の場合，発電契約者は配電事業者の供給区域における発電場所（調整電源に該当する場合を除きます。）について，この約款で設定する発電バランシンググループと同一の発電バランシンググループを設定していただきます。

ハ　需要抑制量調整供給の場合，需要抑制契約者は配電事業者の供給区域における需要場所について，この約款で設定する需要抑制バランシンググループと同一の需要抑制バランシンググループを設定していただきます。

なお，需要抑制契約者は，需要者（配電事業者の約款に定める需要者を含みます。）と電力需給に関する契約等を締結している契約者が同一で，かつ，需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量および需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量の算定方法（31〔電力および電力量の算定〕(14)イまたはロならびに配電事業者の約款に定める需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量および需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量の算定方法をいいます。）が同一となるように需要抑制バランシンググループを設定していただきます。この場合，当該需要場所は複数の需要抑制バランシンググループ（配電事業者の約款で設定する需要抑制バランシンググループを含みます。）に属することはできないものといたします。

(4)　料　　金

イ　発電量調整受電計画差対応電力

発電バランシンググループにおいて，発電量調整受電計画差対応電力の算定上，23（発電量調整受電計画差対応電力）にかかわらず，次のとおりといたします。

(イ)　適　　用

発電バランシンググループにおいて，39(給電指令の実施等)(5)もしくは(6)または配電事業者の約款にもとづき配電事業者が発電契約者または配電事業者の約款に定める発電者に対して給電指令等を実施することにより補給される電気を使用されていないときに適用いたします。

(ロ)　発電量調整受電計画差対応電力

a　発電量調整受電計画差対応補給電力

(a)　適用範囲

30 分ごとの発電量調整受電電力量（配電事業者の約款に定める発電量調整受電電力量を含みます。）が，その 30 分の(5)ロの発電量調整受電計画電力量を下回る場合に生じた不足電力の補給にあてるための電気に適用いたします。

(b)　発電量調整受電計画差対応補給電力料金

発電量調整受電計画差対応補給電力料金は，30 分ごとの発電量調整受電計画差対応補給電力量に(c)の発電量調整受電計画差対応補給電力料金単価を適用してえられる金額のその 1 月の合計といたします。

(c)　発電量調整受電計画差対応補給電力料金単価

発電量調整受電計画差対応補給電力料金単価は，託送供給等約款料金算定規則第 27 条にもとづきインバランス料金として算定される金額に消費税等相当額を加えた金額とし，当社が 30 分ごとに設定するものといたします。

b　発電量調整受電計画差対応余剰電力

(a)　適用範囲

30 分ごとの発電量調整受電電力量（配電事業者の約款に定める発電量調整受電電力量を含みます。）が，その 30 分の(5)ロの発電量調整受電計画電力量を上回る場合の送電超過分電力について，当社が購入する電気に適用いたします。

(b)　発電量調整受電計画差対応余剰電力料金

発電量調整受電計画差対応余剰電力料金は，30 分ごとの発電量調整受電計画差対応余剰電力量に(c)の発電量調整受電計画差対応余剰電力料金単価を適用してえられる金額のその 1 月の合計といたします。

(c)　発電量調整受電計画差対応余剰電力料金単価

発電量調整受電計画差対応余剰電力料金単価は，託送供給等約款料金算定規

則第 27 条にもとづきインバランス料金として算定される金額に消費税等相当額を加えた金額とし，当社が 30 分ごとに設定するものといたします。

ロ　接続対象計画差対応電力

需要バランシンググループにおいて，接続対象計画差対応電力の算定上，24（接続対象計画差対応電力）にかかわらず，次のとおりといたします。

(イ)　適　　用

39（給電指令の実施等）(4)または配電事業者の約款にもとづき配電事業者が契約者に対して給電指令等を実施することにより補給される電気を使用されていないときに適用いたします。

(ロ)　接続対象計画差対応電力

a　接続対象計画差対応補給電力

(a)　適用範囲

30 分ごとの接続対象電力量（配電事業者の約款に定める接続対象電力量を含みます。）が，その 30 分の(5)ニの接続対象計画電力量を上回る場合に生じた不足電力の補給にあてるための電気に適用いたします。

(b)　接続対象計画差対応補給電力料金

接続対象計画差対応補給電力料金は，30 分ごとの接続対象計画差対応補給電力量に(c)の接続対象計画差対応補給電力料金単価を適用してえられる金額のその 1 月の合計といたします。

(c)　接続対象計画差対応補給電力料金単価

接続対象計画差対応補給電力料金単価は，託送供給等約款料金算定規則第 27 条にもとづきインバランス料金として算定される金額に消費税等相当額を加えた金額とし，当社が 30 分ごとに設定するものといたします。

b　接続対象計画差対応余剰電力

(a)　適用範囲

30 分ごとの接続対象電力量（配電事業者の約款に定める接続対象電力量を含みます。）が，その 30 分の(5)ニの接続対象計画電力量を下回る場合の送電超過分電力について，当社が購入する電気に適用いたします。

(b)　接続対象計画差対応余剰電力料金

接続対象計画差対応余剰電力料金は，30 分ごとの接続対象計画差対応余剰電力量に(c)の接続対象計画差対応余剰電力料金単価を適用してえられる金額のその 1 月の合計といたします。

(c)　接続対象計画差対応余剰電力料金単価

接続対象計画差対応余剰電力料金単価は，託送供給等約款料金算定規則第 27 条にもとづきインバランス料金として算定される金額に消費税等相当額を加えた金額とし，当社が 30 分ごとに設定するものといたします。

ハ　需要抑制量調整受電計画差対応電力

需要抑制バランシンググループにおいて，需要抑制量調整受電計画差対応電力の算定上，25（需要抑制量調整受電計画差対応電力）にかかわらず，次のとおりといたします。

(イ)　適　　用

需要抑制バランシンググループに適用いたします。

(ロ)　需要抑制量調整受電計画差対応電力

a　需要抑制量調整受電計画差対応補給電力

(a)　適用範囲

30 分ごとの需要抑制量調整受電電力量（配電事業者の約款に定める需要抑制量調整受電電力量を含みます。）が，その 30 分の(5)への需要抑制量調整受電計画電力量を下回る場合に生じた不足電力の補給にあてるための電気に適用いたします。

(b)　需要抑制量調整受電計画差対応補給電力料金

需要抑制量調整受電計画差対応補給電力料金は，30 分ごとの需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量に(c)の需要抑制量調整受電計画差対応補給電力料金単価を適用してえられる金額のその 1 月の合計といたします。

(c)　需要抑制量調整受電計画差対応補給電力料金単価

需要抑制量調整受電計画差対応補給電力料金単価は，託送供給等約款料金算定規則第 27 条にもとづきインバランス料金として算定される金額に消費税等相当額を加えた金額とし，当社が 30 分ごとに設定するものといたします。

b　需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力

(a)　適用範囲

30 分ごとの需要抑制量調整受電電力量（配電事業者の約款に定める需要抑制量調整受電電力量を含みます。）が，その 30 分の(5)への需要抑制量調整受電計画電力量を上回る場合の抑制超過分電力について，当社が購入する電気に適用いたします。

(b)　需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力料金

需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力料金は，30 分ごとの需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量に(c)の需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力料

金単価を適用してえられる金額のその１月の合計といたします。

（c） 需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力料金単価

需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力料金単価は，託送供給等約款料金算定規則第 27 条にもとづきインバランス料金として算定される金額に消費税等相当額を加えた金額とし，当社が 30 分ごとに設定するものといたします。

ニ 給電指令時補給電力

発電バランシンググループまたは需要バランシンググループにおいて，給電指令時補給電力の算定上，26（給電指令時補給電力）にかかわらず，次のとおりといたします。

(ｲ) 契約者に係る給電指令時補給電力料金

a 適用範囲

39（給電指令の実施等）(4)または配電事業者の約款にもとづき配電事業者が契約者に対して給電指令等を実施することにより補給される電気を使用されているときに適用いたします。

b 給電指令時補給電力料金

給電指令時補給電力料金は，ｃに定める 30 分ごとの給電指令時補給電力量にｄの給電指令時補給電力料金単価を適用してえられる金額のその１月の合計といたします。

c 給電指令時補給電力量

給電指令時補給電力量は，給電指令等の間，(5)ヌにより 30 分ごとに算定された値といたします。

d 給電指令時補給電力料金単価

給電指令時補給電力料金単価は，託送供給等約款料金算定規則第 27 条にもとづきインバランス料金として算定される金額に消費税等相当額を加えた金額とし，当社が 30 分ごとに設定するものといたします。

(ﾛ) 発電契約者に係る給電指令時補給電力料金

a 適用範囲

39（給電指令の実施等）(5)もしくは(6)または配電事業者の約款にもとづき配電事業者が発電契約者または配電事業者の約款に定める発電者に対して給電指令等を実施することにより補給される電気を使用されているときに，補給される電気を使用する発電バランシンググループに適用いたします。

b 給電指令時補給電力料金

給電指令時補給電力料金は，ｃに定める 30 分ごとの給電指令時補給電力量に

d の給電指令時補給電力料金単価を適用してえられる金額のその 1 月の合計といたします。

c　給電指令時補給電力量

給電指令時補給電力量は，給電指令等の間，(5)チにより 30 分ごとに算定された値といたします。

d　給電指令時補給電力料金単価

給電指令時補給電力料金単価は，託送供給等約款料金算定規則第 27 条にもとづきインバランス料金として算定される金額に消費税等相当額を加えた金額とし，当社が 30 分ごとに設定するものといたします。ただし，39（給電指令の実施等）(2)ホの場合で，ノンファーム電源（配電事業者の約款に定めるノンファーム電源を含みます。）に対して出力の抑制を実施したときは，39（給電指令の実施等）(5)により補給される電気を使用されているときの翌日取引を行なうための卸電力取引市場における 30 分ごとの売買取引の価格（売買取引に係る電力の受渡しが連系設備の送電容量等による制限を受けるものとして当社の供給区域において売買取引を行なうものに限ります。）に消費税等相当額を加えた金額とし，当社が 30 分ごとに設定するものといたします。また，当社もしくは配電事業者が指定する要件を有する発電設備等またはファーム電源（配電事業者の約款に定めるファーム電源を含みます。）であって別途当社もしくは配電事業者と給電指令時補給電力料金に関する契約を締結する設備については，当該契約によるものといたします。

(5)　電力および電力量の算定

イ　発電量調整受電計画電力

発電量調整受電計画電力は，31（電力および電力量の算定）(3)にかかわらず，ロの発電量調整受電計画電力量の値を 2 倍した値とし，30 分ごとに算定いたします。

ロ　発電量調整受電計画電力量

発電量調整受電計画電力量は，31（電力および電力量の算定）(4)ロにかかわらず，受電地点（配電事業者の約款に定める受電地点を含みます。）において当社および配電事業者が発電契約者から受電する電気の 30 分ごとの電力量の計画値（受電地点〔配電事業者の約款に定める受電地点を含みます。〕が複数ある場合はその合計といたします。）で，発電契約者があらかじめ電力広域的運営推進機関を通じて当社に通知する発電計画といたします。ただし，別表 11（発電計画・調達計画・販売計画）に定める当日計画の発電計画と調達計画の合計値が 30 分ごとに販売計画の値と一致しない等の場合は，別表 8（発電量調整受電計画電力量，接続対象計画電力量および需要抑制量

調整受電計画電力量に関する取扱い）(1)のとおりといたします。

ハ　接続対象計画電力

接続対象計画電力は，31（電力および電力量の算定）(11)にかかわらず，ニの接続対象計画電力量の値を 2 倍した値とし，30 分ごとに算定いたします。

ニ　接続対象計画電力量

接続対象計画電力量は，31（電力および電力量の算定）(12)にかかわらず，30 分ごとの接続対象電力量の計画値（供給地点〔配電事業者の約款に定める供給地点を含みます。〕が複数ある場合はその合計といたします。）で，契約者があらかじめ電力広域的運営推進機関を通じて当社に通知する需要想定値といたします。ただし，別表 10（需要計画・調達計画・販売計画）に定める当日計画の需要想定値に対する取引計画（調達計画から販売計画を差し引いたものといたします。）が 30 分ごとに需要想定値と一致しない等の場合は，別表 8（発電量調整受電計画電力量，接続対象計画電力量および需要抑制量調整受電計画電力量に関する取扱い）(2)のとおりといたします。

ホ　需要抑制量調整受電計画電力

需要抑制量調整受電計画電力は，31（電力および電力量の算定）(15)にかかわらず，への需要抑制量調整受電計画電力量の値を 2 倍した値とし，30 分ごとに算定いたします。

ヘ　需要抑制量調整受電計画電力量

需要抑制量調整受電計画電力量は，31（電力および電力量の算定）(16)にかかわらず，当社および配電事業者が需要抑制契約者から受電する電気の 30 分ごとの電力量の計画値で，需要場所（配電事業者の約款に定める需要場所を含みます。）ごとに，需要抑制契約者があらかじめ電力広域的運営推進機関を通じて当社に通知する需要抑制計画値といたします。ただし，別表 12（需要抑制計画・調達計画・販売計画・ベースライン）に定める当日計画の調達計画が 30 分ごとに販売計画の値と一致しない等の場合は，別表 8（発電量調整受電計画電力量，接続対象計画電力量および需要抑制量調整受電計画電力量に関する取扱い）(3)のとおりといたします。

ト　ベースライン

ベースラインは，31（電力および電力量の算定）(17)にかかわらず，需要抑制量調整供給に係る需要抑制を行なわない場合の需要場所（配電事業者の約款に定める需要場所を含みます。）に係る供給地点で計量される接続供給電力量（配電事業者の約款に定める接続供給電力量を含みます。）を損失率で修正した電力量の計画値で，需要場所（配電事業者の約款に定める需要場所を含みます。）ごと（15〔供給および契約の単位〕(1)イまたはロの場合は 1 接続送電サービスまたは 1 臨時接続送電サービスごとい

たします。また，配電事業者の約款に定める需要場所に複数の接続送電サービス等が適用されている場合は，1 接続送電サービス等ごとといたします。）に，需要抑制契約者があらかじめ電力広域的運営推進機関を通じて当社に通知するものといたします。

チ　発電量調整受電計画差対応補給電力量

発電量調整受電計画差対応補給電力量は，31（電力および電力量の算定）⑳ロにかかわらず，次の(ｲ)，(ﾛ)および(ﾊ)によって算定された値とし，発電バランシンググループごとに算定いたします。

(ｲ)　30 分ごとに，受電地点（配電事業者の約款に定める受電地点を含みます。）で計量された電力量の合計がその 30 分における発電量調整受電計画電力量を下回る場合に，30 分ごとに，次の式により算定された値といたします。

発電量調整受電計画差対応補給電力量
＝ 発電量調整受電計画電力量 － 発電量調整受電電力量

(ﾛ)　次の場合で，当社または配電事業者が給電指令時補給を行なったときは，発電量調整受電計画差対応補給電力量の算定上，当該発電設備等の 30 分ごとの発電量調整受電計画電力量を当該受電地点における 30 分ごとの発電量調整受電電力量とみなします。この場合，当該発電設備等の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量の算定上，当該受電地点のみによる発電バランシンググループが設定されているとみなし，その発電量調整受電計画差対応補給電力量は，30 分ごとに，次の式により算定された値といたします。

発電量調整受電計画差対応補給電力量
＝ 発電量調整受電計画電力量 － 発電量調整受電電力量

a　当社または配電事業者が指定する要件を有する発電設備等であって別途当社または配電事業者と給電指令時補給電力料金に関する契約を締結する設備に対して出力の抑制を実施した場合

b　39（給電指令の実施等）(2)イの場合で，原則として 30 分ごとの実需給の開始時刻の 1 時間前以降に発電量調整供給に係る発電設備等に対してＮ－1 電制（配電事業者の約款に定めるＮ－1 電制を含みます。）を実施したとき。

c　39（給電指令の実施等）(2)ホの場合で，発電量調整供給に係る発電設備等（配電事業者の約款に定める発電量調整供給に係る発電設備等を含みます。）に対し

て出力の抑制を実施したとき。

d　39（給電指令の実施等）(2)への場合で，ファーム電源（配電事業者の約款に定めるファーム電源を含みます。）に対して出力の抑制を実施したとき。

(ハ)　次の場合で，当社または配電事業者が給電指令時補給を行なったときは，発電量調整受電計画差対応補給電力量の算定上，当該発電設備等の 30 分ごとの発電量調整受電計画電力量を当該受電地点における 30 分ごとの発電量調整受電電力量とみなします。この場合，当該発電設備等の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量の算定上，当該受電地点のみによる発電バランシンググループが設定されているとみなし，その発電量調整受電計画差対応補給電力量は，30 分ごとに，次により算定された値といたします。

a　当社または配電事業者が 39（給電指令の実施等）(2)イ，ロ，ハまたはトの場合の給電指令等および 39（給電指令の実施等）(2)ホの場合の給電指令等により，同時に出力の抑制を実施した場合

（a）　発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が，39（給電指令の実施等）(2)ホによる出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）を下回る場合

39（給電指令の実施等）(2)ホによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，次の式により算定された値とし，39（給電指令の実施等）(2)イ，ロ，ハまたはトによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，零といたします。

発電量調整受電計画差対応補給電力量
＝ 発電量調整受電計画電力量 － 発電量調整受電電力量

（b）　発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が，39（給電指令の実施等）(2)ホによる出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）と一致または上回る場合

39（給電指令の実施等）(2)ホによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，39（給電指令の実施等）(2)ホによる出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）とし，39（給電指令の実施等）(2)イ，ロ，ハまたはトによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計

画差対応補給電力量は，次の式により算定された値といたします。

発電量調整受電計画差対応補給電力量
＝ 発電量調整受電計画電力量
－ 39（給電指令の実施等）(2)ホによる出力抑制対象電力量
－ 発電量調整受電電力量

b　当社または配電事業者がファーム電源（配電事業者の約款に定めるファーム電源を含みます。）に対して，39（給電指令の実施等）(2)イ，ロ，ハまたはトの場合の給電指令等および39(給電指令の実施等)(2)への場合の給電指令等により，同時に出力の抑制を実施した場合

(a)　発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が，39（給電指令の実施等）(2)へによる出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）を下回る場合

39（給電指令の実施等）(2)へによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，次の式により算定された値とし，39（給電指令の実施等）(2)イ，ロ，ハまたはトによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，零といたします。

発電量調整受電計画差対応補給電力量
＝ 発電量調整受電計画電力量 － 発電量調整受電電力量

(b)　発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が，39（給電指令の実施等）(2)へによる出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）と一致または上回る場合

39（給電指令の実施等）(2)へによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は,39(給電指令の実施等)(2)へによる出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）とし，39（給電指令の実施等）(2)イ，ロ，ハまたはトによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，次の式により算定された値といたします。

発電量調整受電計画差対応補給電力量

＝ 発電量調整受電計画電力量

－ 39（給電指令の実施等）(2)ヘによる出力抑制対象電力量

－ 発電量調整受電電力量

c　当社または配電事業者がノンファーム電源（配電事業者の約款に定めるノンファーム電源を含みます。）であり，かつ，当社または配電事業者が指定する要件を有する発電設備等であって別途当社または配電事業者と給電指令時補給電力料金に関する契約を締結する設備に対して，39（給電指令の実施等）(2)への場合の給電指令等および 39（給電指令の実施等）(2)トの場合の給電指令等により，同時に出力の抑制を実施した場合

(a)　発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が，39（給電指令の実施等）(2)ヘによる出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）を下回る場合

39（給電指令の実施等）(2)ヘによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，次の式により算定された値とし，39（給電指令の実施等）(2)トによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，零といたします。

発電量調整受電計画差対応補給電力量

＝ 発電量調整受電計画電力量 － 発電量調整受電電力量

(b)　発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が，39（給電指令の実施等）(2)ヘによる出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）と一致または上回る場合

39（給電指令の実施等）(2)ヘによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，39（給電指令の実施等）(2)ヘによる出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）とし，39（給電指令の実施等）(2)トによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，次の式により算定された値といたします。

発電量調整受電計画差対応補給電力量

＝ 発電量調整受電計画電力量

－ 39（給電指令の実施等）(2)へによる出力抑制対象電力量

－ 発電量調整受電電力量

d　当社または配電事業者が 39（給電指令の実施等）(2)ホの場合の給電指令等および 39（給電指令の実施等）(2)への場合の給電指令等により，同時に出力の抑制を実施した場合

(a)　発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が，39（給電指令の実施等）(2)へによる出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）を下回る場合

39（給電指令の実施等）(2)へによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，次の式により算定された値とし，39（給電指令の実施等）(2)ホによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，零といたします。

発電量調整受電計画差対応補給電力量

＝ 発電量調整受電計画電力量 － 発電量調整受電電力量

(b)　発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が，39（給電指令の実施等）(2)へによる出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）と一致または上回る場合

39（給電指令の実施等）(2)へによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，39（給電指令の実施等）(2)へによる出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）とし，39（給電指令の実施等）(2)ホによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，次の式により算定された値といたします。

発電量調整受電計画差対応補給電力量

＝ 発電量調整受電計画電力量

－ 39（給電指令の実施等）(2)ヘによる出力抑制対象電力量

－ 発電量調整受電電力量

e　当社または配電事業者が 39（給電指令の実施等）(2)イ，ロ，ハまたはトの場合の給電指令等，39（給電指令の実施等）(2)ホの場合の給電指令等および 39（給電指令の実施等）(2)への場合の給電指令等により，同時に出力の抑制を実施した場合

(a)　発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が，39（給電指令の実施等）(2)ヘによる出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）を下回る場合

39（給電指令の実施等）(2)ヘによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，次の式により算定された値とし，39（給電指令の実施等）(2)イ，ロ，ハまたはトによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給および 39（給電指令の実施等）(2)ホによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，零といたします。

発電量調整受電計画差対応補給電力量

＝ 発電量調整受電計画電力量 － 発電量調整受電電力量

(b)　発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が，39（給電指令の実施等）(2)ヘによる出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）と一致または上回り，かつ，39（給電指令の実施等）(2)ヘによる出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）に 39（給電指令の実施等）(2)ホによる出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）を加えた値を下回る場合

39（給電指令の実施等）(2)ヘによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，39（給電指令の実施等）(2)ヘによる出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）とし，39（給電指令の実施等）(2)ホによって出力の抑

制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，次の式により算定された値とし，39（給電指令の実施等）(2)イ，ロ，ハまたはトによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，零といたします。

発電量調整受電計画差対応補給電力量
＝ 発電量調整受電計画電力量
－ 39（給電指令の実施等）(2)へによる出力抑制対象電力量
－ 発電量調整受電電力量

（c） 発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が，39（給電指令の実施等）(2)へによる出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）に39（給電指令の実施等）(2)ホによる出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）を加えた値と一致または上回る場合

39（給電指令の実施等）(2)ホによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，39（給電指令の実施等）(2)ホによる出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）とし，39（給電指令の実施等）(2)へによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，39（給電指令の実施等）(2)へによる出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）とし，39（給電指令の実施等）(2)イ，ロ，ハまたはトによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，次の式により算定された値といたします。

発電量調整受電計画差対応補給電力量
＝ 発電量調整受電計画電力量
－ 39（給電指令の実施等）(2)ホによる出力抑制対象電力量
－ 39（給電指令の実施等）(2)へによる出力抑制対象電力量
－ 発電量調整受電電力量

リ 発電量調整受電計画差対応余剰電力量

発電量調整受電計画差対応余剰電力量は，31（電力および電力量の算定）(21)ロにかかわらず，30 分ごとに，受電地点（配電事業者の約款に定める受電地点を含みます。）で計量された電力量の合計がその 30 分における発電量調整受電計画電力量を上回る場合に，30 分ごとに，次の式により算定された値とし，発電バランシンググループごとに算定いたします。ただし，当社もしくは配電事業者が指定する要件を有する発電設備等であって別途当社もしくは配電事業者と給電指令時補給電力料金に関する契約を締結する設備に対して出力の抑制を実施し，当社もしくは配電事業者が給電指令時補給を行なった場合，39（給電指令の実施等）(2)イの場合で，原則として 30 分ごとの実需給の開始時刻の 1 時間前以降に発電量調整供給に係る発電設備等に対してＮ－1 電制（配電事業者の約款に定めるＮ－1 電制を含みます。）を実施し，当社もしくは配電事業者が給電指令時補給を行なったとき，39（給電指令の実施等）(2)ホの場合で，発電量調整供給に係る発電設備等に対して出力の抑制を実施し，当社もしくは配電事業者が給電指令時補給を行なったときまたは 39（給電指令の実施等）(2)への場合で，ファーム電源（配電事業者の約款に定めるファーム電源を含みます。）に対して出力の抑制を実施し，当社もしくは配電事業者が給電指令時補給を行なったときは，発電量調整受電計画差対応余剰電力量の算定上，当該発電設備等の 30 分ごとの発電量調整受電計画電力量を当該受電地点における 30 分ごとの発電量調整受電電力量とみなします。この場合，当該発電設備等の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量の算定上，当該受電地点のみによる発電バランシンググループが設定されているとみなし，その発電量調整受電計画差対応補給電力量の算定は，チによるものといたします。

発電量調整受電計画差対応余剰電力量
＝ 発電量調整受電電力量 － 発電量調整受電計画電力量

ヌ　接続対象計画差対応補給電力量

接続対象計画差対応補給電力量は，31（電力および電力量の算定）(22)にかかわらず，30 分ごとの接続対象電力量（配電事業者の約款に定める接続対象電力量を含みます。）がその 30 分における接続対象計画電力量を上回る場合に，30 分ごとに，次の式により算定された値といたします。ただし，接続対象計画差対応補給電力量の算定上，当社または配電事業者が調整負荷の使用に係る調整を行なった場合は，31（電力および電力量の算定）(8)にかかわらず，当該供給地点（配電事業者の約款に定める供給地点を含みます。）で計量された 30 分ごとの電力量に当社または配電事業者が行なった電

気の使用に係る調整にもとづきその 30 分ごとに算定された値を加えた値を，当該供給地点におけるその 30 分ごとの接続供給電力量とみなし，接続対象電力量を算定いたします。

接続対象計画差対応補給電力量 ＝ 接続対象電力量 － 接続対象計画電力量

ル　接続対象計画差対応余剰電力量

接続対象計画差対応余剰電力量は，31（電力および電力量の算定）(23)にかかわらず，30 分ごとの接続対象電力量（配電事業者の約款に定める接続対象電力量を含みます。）がその 30 分における接続対象計画電力量を下回る場合に，30 分ごとに，次の式により算定された値といたします。ただし，接続対象計画差対応余剰電力量の算定上，当社または配電事業者が調整負荷の使用に係る調整を行なった場合は，31（電力および電力量の算定）(8)にかかわらず，当該供給地点（配電事業者の約款に定める供給地点を含みます。）で計量された 30 分ごとの電力量に当社または配電事業者が行なった電気の使用に係る調整にもとづきその 30 分ごとに算定された値を加えた値を，当該供給地点におけるその 30 分ごとの接続供給電力量とみなし，接続対象電力量を算定いたします。

接続対象計画差対応余剰電力量 ＝ 接続対象計画電力量 － 接続対象電力量

ヲ　需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量

需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量は，31（電力および電力量の算定）(24)にかかわらず，30 分ごとの需要抑制量調整受電電力量（配電事業者の約款に定める需要抑制量調整受電電力量を含みます。）がその 30 分における需要抑制量調整受電計画電力量を下回る場合に，需要抑制バランシンググループごとに，30 分ごとに，次の式により算定された値の合計といたします。ただし，需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量の算定上，当社または配電事業者が調整負荷の使用に係る調整を行なった場合は，31（電力および電力量の算定）(14)イまたはロにかかわらず，当該需要場所（配電事業者の約款に定める需要場所を含みます。）に係る接続供給電力量を損失率で修正した値が，ベースラインを上回るとき，またはベースラインを下回り，かつ，ベースラインから需要抑制量調整受電計画電力量を差し引いた値を上回るときは，当該需要場所に係る需要抑制量調整受電計画電力量を当該需要場所に係る需要抑制量調整受電電力量とみなします。

需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量

＝ 需要抑制量調整受電計画電力量 － 需要抑制量調整受電電力量

ただし，需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量の算定方法として 31（電力および電力量の算定）⑭ロを適用し，かつ，配電事業者の約款に定める需要抑制量調整受電計画電力量を上限としない算定方法を適用している場合で，30 分ごとの需要抑制量調整受電電力量が零となるときの上式は，次のとおりといたします。

需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量

＝ 需要抑制量調整受電計画電力量

$$+\left\{\text{接続供給電力量}\times\frac{1}{1-\text{損失率（32〔損失率〕に定める損失率といたします。）}}\right\}$$

－ ベースライン

ワ　需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量

需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量は，31（電力および電力量の算定）㉕にかかわらず，30 分ごとの需要抑制量調整受電電力量（配電事業者の約款に定める需要抑制量調整受電電力量を含みます。）がその 30 分における需要抑制量調整受電計画電力量を上回る場合に，需要抑制バランシンググループごとに，30 分ごとに，次の式により算定された値の合計といたします。ただし，需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量の算定上，当社または配電事業者が調整負荷の使用に係る調整を行なった場合は，31（電力および電力量の算定）⑭ロにかかわらず，当該需要場所（配電事業者の約款に定める需要場所を含みます。）に係る接続供給電力量を損失率で修正した値が，ベースラインの値から需要抑制量調整受電計画電力量を差し引いた値を下回るときは，当該需要場所に係る需要抑制量調整受電計画電力量を当該需要場所に係る需要抑制量調整受電電力量とみなします。

需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量

＝ 需要抑制量調整受電電力量 － 需要抑制量調整受電計画電力量

(6)　託送供給等の実施

イ　接続供給の場合，契約者は，別表 10（需要計画・調達計画・販売計画）の需要想定値および需要想定値に対する調達計画・販売計画における接続対象電力または接続対

象電力量に，配電事業者の約款に定める接続対象電力または接続対象電力量を含めていただきます。

ロ　発電量調整供給の場合，発電契約者は，別表 11（発電計画・調達計画・販売計画）の発電計画および調達計画・販売計画における発電量調整受電電力または発電量調整受電電力量に，配電事業者の約款に定める発電量調整受電電力または発電量調整受電電力量を含めていただきます。

ハ　需要抑制量調整供給の場合，需要抑制契約者は，別表 12（需要抑制計画・調達計画・販売計画・ベースライン）の需要抑制計画および調達計画・販売計画における需要抑制量調整受電電力または需要抑制量調整受電電力量に，配電事業者の約款に定める需要抑制量調整受電電力または需要抑制量調整受電電力量を含めていただきます。

(7)　解　約　等

当社は，契約者，発電契約者または需要抑制契約者が次のいずれかに該当し，当社が契約者，発電契約者または需要抑制契約者にその改善を求めた場合で，40（適正契約の保持等）に定める適正契約への変更および適正な使用状態，発電・放電状態または需要抑制状態への修正に応じていただけないときには，55（解約等）(1)ハ(イ)，(ロ)，(ハ)または(ニ)にかかわらず，接続供給契約，振替供給契約，発電量調整供給契約または需要抑制量調整供給契約を解約することがあります。

イ　託送供給の場合は，8（契約の要件）(1)を，発電量調整供給の場合は，8（契約の要件）(2)を，需要抑制量調整供給の場合は，8（契約の要件）(4)ロ，ハ，ニもしくはホまたは(2)を欠くに至った場合

ロ　接続供給の場合で，頻繁に接続対象電力量（配電事業者の約款に定める接続対象電力量を含みます。）と接続対象計画電力量との間に著しい差が生じるとき。

ハ　発電量調整供給の場合で，頻繁に発電量調整受電電力量（配電事業者の約款に定める発電量調整受電電力量を含みます。）と発電量調整受電計画電力量との間に著しい差が生じるとき。

ニ　需要抑制量調整供給の場合で，頻繁に需要抑制量調整受電電力量（配電事業者の約款に定める需要抑制量調整受電電力量を含みます。）と需要抑制量調整受電計画電力量との間に著しい差が生じるとき。

(8)　発電量調整供給契約についての特別措置（再生可能エネルギー発電設備）

イ　契約者が特定契約を締結している場合もしくは特定送配電事業者が特定契約を締結している場合または契約者が当社または配電事業者と再生可能エネルギー電気卸供給契約を締結し，指定した再生可能エネルギー発電設備から電気を調達する場合は，附則 4（発電量調整供給契約についての特別措置〔再生可能エネルギー発電設備〕）(1)

にかかわらず，原則として，当社の供給区域においては契約者または特定送配電事業者と当社との間で，配電事業者の供給区域においては契約者または特定送配電事業者と配電事業者との間で発電量調整供給契約を締結し，特例発電バランシンググループを設定していただきます。この場合，契約者が締結する特定契約に係る再生可能エネルギー発電設備，特定送配電事業者が締結する特定契約に係る再生可能エネルギー発電設備および当社または配電事業者との再生可能エネルギー電気卸供給契約に係る再生可能エネルギー発電設備は，同一のバランシンググループに属することはできないものといたします。

ロ　イにより発電量調整供給契約を締結する場合において，契約者（特定送配電事業者が契約者となる場合を除きます。）が希望されるときは，契約者の指定する発電バランシンググループ（当該発電バランシンググループにおける特定契約が平成 28 年 4 月 1 日以降に締結され，かつ，バイオマス発電設備であって化石燃料を混焼するもの〔再生可能エネルギー特別措置法施行規則第 14 条第 8 号ニに定める地域資源バイオマス発電設備を除きます。〕であるときを除きます。）に係る料金および必要となるその他の供給条件は次のとおりといたします。

(イ)　発電量調整供給に係る料金は，附則 4（発電量調整供給契約についての特別措置〔再生可能エネルギー発電設備〕）(5)ロにかかわらず，18（料金）(2)に定める料金，(ロ)により算定されるインバランスリスク料および再生可能エネルギー予測誤差対応調整力確保料といたします。ただし，契約者が当社または配電事業者と再生可能エネルギー電気卸供給契約を締結し，指定した再生可能エネルギー発電設備から電気を調達する場合は，インバランスリスク料および再生可能エネルギー予測誤差対応調整力確保料は申し受けません。

(ロ)　インバランスリスク料は，附則 4（発電量調整供給契約についての特別措置〔再生可能エネルギー発電設備〕）(5)ホにかかわらず，特例発電バランシンググループにおける 30 分ごとの発電量調整受電電力量（配電事業者の約款に定める発電量調整受電電力量を含みます。）にインバランスリスク単価を適用してえられる金額のその 1 月の合計（合計額が負となる場合は零といたします。）といたします。また，再生可能エネルギー予測誤差対応調整力確保料は，特例発電バランシンググループにおける 30 分ごとの発電量調整受電電力量（配電事業者の約款に定める発電量調整受電電力量を含みます。）に，再生可能エネルギー予測誤差対応単価を適用してえられる金額のその 1 月の合計といたします。

(ハ)　当社は，附則 4（発電量調整供給契約についての特別措置〔再生可能エネルギー発電設備〕）(5)トにかかわらず，30 分ごとの契約者が締結する特定契約または当社，

配電事業者もしくは特定送配電事業者との再生可能エネルギー電気卸供給契約に係る発電量調整受電計画電力量を決定し，原則として発電量調整供給実施日の前々日の午後4時までに契約者に通知いたします。

また，当社は，当該発電量調整受電計画電力量の見直しを行ない，変更後の発電量調整受電計画電力量を決定し，原則として発電量調整供給実施日の前日午前6時までに契約者に再通知いたします。

なお，契約者は，必要に応じて発電量調整受電計画電力量の決定に必要となる事項に関する文書を当社に提出していただきます。

(ニ) ローカル系統における電気の潮流が系統安定度等にもとづき算定される運用可能な容量を超過し，または超過するおそれがある場合で，当社または配電事業者がノンファーム電源（配電事業者の約款に定めるノンファーム電源を含みます。）の出力の抑制に係る通知を発電者または契約者に行なったときは，(ハ)にかかわらず，契約者は，発電量調整受電計画電力量の見直しを行なっていただきます。

ハ イにより発電量調整供給契約を締結する場合において，契約者が当社または配電事業者と再生可能エネルギー電気卸供給契約を締結し，指定した再生可能エネルギー発電設備から電気を調達するときの，契約者の指定する発電バランシンググループ（ロにおいて，契約者が希望される場合を除きます。）に係るインバランスリスク料は，附則 4（発電量調整供給契約についての特別措置〔再生可能エネルギー発電設備〕）(6)ロにかかわらず，特例発電バランシンググループにおける 30 分ごとの発電量調整受電電力量（配電事業者の約款に定める発電量調整受電電力量を含みます。）にインバランスリスク単価を適用してえられる金額のその1月の合計（合計額が負となる場合は零といたします。）といたします。

(9) 給電指令時補給電力料金に係る特別措置

39（給電指令の実施等）(2)への場合で，みなしファーム電源（配電事業者の約款に定めるみなしファーム電源を含みます。）に対して出力の抑制を実施したときは，(4)ニ(ロ)d，(5)チおよび(5)リにおいて，当該発電設備等をファーム電源として取り扱います。

(10) その他の事項については，この約款および配電事業者の約款に準ずるものといたします。

14 Ｎ－1 電制の実施についての特別措置

(1) 当社は，39（給電指令の実施等）(2)イの場合で，発電量調整供給に係る発電設備等であって当社が特定契約を締結する再生可能エネルギー発電設備に対してＮ－1 電制を実施したときは，39（給電指令の実施等）(9)にかかわらず，Ｎ－1 電制時調達不足電力量

の調達に要した費用の実費相当額から，30 分ごとのＮ－1 電制時調達不足電力量に再生可能エネルギー特別措置法施行規則第 13 条の 3 の 4 に定める回避可能費用単価（以下「回避可能費用単価」といいます。）に消費税等相当額を加えた金額を乗じてえた金額を差し引いた金額について，電力広域的運営推進機関が認める範囲においてＮ－1 電制オペレーション費用として契約者にお支払いいたします。

(2)　当社は，39（給電指令の実施等）(2)イの場合で，発電量調整供給に係る発電設備等であって契約者または特定送配電事業者が特定契約を締結する再生可能エネルギー発電設備に対してＮ－1 電制を実施したときは，39（給電指令の実施等）(9)にかかわらず，Ｎ－1 電制時調達不足電力量の調達に要した費用の実費相当額に，Ｎ－1 電制が実施された発電設備等を再度起動するために要した燃料費等の費用の実費およびＮ－1 電制時調達不足電力量に当該特定契約に係る再生可能エネルギー特別措置法第 3 条第 2 項または第 8 条第 1 項に定める調達価格を乗じてえた金額を加えた金額から，Ｎ－1 電制が実施されなかったとしたときにその発電設備等がＮ－1 電制時調達不足電力量を発電または放電するのに要したであろう費用に相当する金額および 30 分ごとのＮ－1 電制時調達不足電力量に回避可能費用単価に消費税等相当額を加えた金額を乗じてえた金額を差し引いた金額について，電力広域的運営推進機関が認める範囲においてＮ－1 電制オペレーション費用として契約者または特定送配電事業者にお支払いいたします。

(3)　当社は，39（給電指令の実施等）(2)イの場合で，発電量調整供給に係る発電設備等であって再生可能エネルギー特別措置法第 2 条の 2 第 1 項に定める市場取引等により再生可能エネルギー電気を供給する事業に係る発電設備等に対してＮ－1 電制を実施したときは，39（給電指令の実施等）(9)にかかわらず，Ｎ－1 電制時調達不足電力量の調達に要した費用の実費相当額に，Ｎ－1 電制が実施された発電設備等を再度起動するために要した燃料費等の費用の実費およびＮ－1 電制時調達不足電力量に応じてえられる供給促進交付金の金額（再生可能エネルギー特別措置法第 2 条の 4 にもとづき算定される金額をいいます。）を加えた金額から，Ｎ－1 電制が実施されなかったとしたときにその発電設備等がＮ－1 電制時調達不足電力量を発電または放電するのに要したであろう費用に相当する金額を差し引いた金額について，電力広域的運営推進機関が認める範囲においてＮ－1 電制オペレーション費用として発電契約者にお支払いいたします。

15　系統連系受電サービス等についての特別措置

(1)　発電場所が，次のいずれかに該当する場合，系統連系受電課金対象電力および契約超過受電電力は，22（系統連系受電サービス）(2)ロおよびハならびに 41（契約超過金）(2)ロおよびハに準じて定めます。

なお,系統連系受電課金対象電力および契約超過受電電力の算定上,次に定める比を,22（系統連系受電サービス）(2)ロおよび41（契約超過金）(2)ロに定める契約受電電力の比とみなします。

また，発電場所がイ(ハ)に該当する場合，22（系統連系受電サービス）(3)イの基本料金および22（系統連系受電サービス）(3)ハ(ハ)の系統設備効率化割引額の算定上，まったく発電または放電しない場合とは,1月においてイ(ハ)における当社が無償で受電している電気以外の電気をまったく発電または放電しない場合をいいます。

イ　発電設備が化石燃料を混焼するバイオマス発電設備以外の場合

(イ)　発電契約者と発電者との間の電力受給に関する契約および発電者と当社との間の特定契約等が締結されている場合

発電契約者と当社との間の発電量調整供給契約に定める契約受電電力と発電者と当社との間の特定契約等に係る電力受給に関する契約に定める契約受電電力の比

(ロ)　発電契約者と発電者との間の電力受給に関する契約および発電者と当社との間の一時調達契約が締結されている場合

発電契約者と当社との間の発電量調整供給契約に定める契約受電電力と発電者と当社との間の一時調達契約に係る電力受給に関する契約に定める契約受電電力の比

(ハ)　発電契約者と発電者との間の電力受給に関する契約が締結され，かつ，当該発電場所が発電量調整供給契約に属さないこととなった場合または発電者と当社との間の特定契約等が消滅した場合で,接続された電気を当社が無償で受電しているとき。

発電契約者と当社との間の発電量調整供給契約に定める契約受電電力と発電量調整供給契約に属さないこととなった場合の直前の当該発電量調整供給契約に定める契約受電電力または発電者と当社との間の特定契約等が消滅した場合の直前の当該契約に係る電力受給に関する契約に定める契約受電電力の比

ロ　イ(イ),(ロ)または(ハ)に該当する場合で，化石燃料を混焼するバイオマス発電設備のとき。

当該バイオマス発電設備の再生可能エネルギー特別措置法施行規則第4条の2第2項第9号イに定めるバイオマス比率（以下「認定バイオマス比率」といいます。）

なお，認定バイオマス比率は，発電量調整供給契約の申込みに際して発電契約者から当社に通知していただきます。

また，認定バイオマス比率を変更する場合は，すみやかに変更後の認定バイオマス比率を発電契約者から当社に通知していただきます。

ただし，認定バイオマス比率を用いることが困難な場合は，附則 4（発電量調整供

給契約についての特別措置〔再生可能エネルギー発電設備〕）(8)イに定める当該バイオマス発電設備のバイオマス比率等を基準として，発電契約者または発電者と当社との協議によって定めた比率といたします。

(2)　(1)の場合で，特定契約または一時調達契約等に係る電力受給に関する契約における金銭債務が当該契約における金銭債務の支払期日を経過してなお支払われず，当該契約を解約したときは，受電地点において同一計量する発電量調整供給に係る発電契約者または発電者からの申出がない場合であっても，系統連系受電契約は消滅するものとし，また，すべての発電契約者の発電量調整供給契約を変更していただくものといたします。

なお，この場合には，当社は，その旨を発電契約者または発電者に通知いたします。

また，発電契約者と同一の者である発電者の場合は，当該発電契約者との発電量調整供給契約は変更され，または消滅するものといたします。

(3)　発電場所における発電出力（発電設備等の定格発電出力〔太陽光発電設備の場合は，太陽電池の合計出力とパワーコンディショナーの出力のいずれか小さい方の出力とし，パワーコンディショナーを複数台設置している場合は，各系列における太陽電池の合計出力とパワーコンディショナーの出力のいずれか小さい方の出力を合計した値といたします。〕をいいます。また，複数の発電設備等を使用する発電場所の場合は，当該複数の発電設備等の定格発電出力の合計値といたします。）または同時最大受電電力が 10 キロワット未満（発電場所が，(1)イ(ハ)またはロ〔(1)イ(ハ)に該当する場合に限ります。〕に該当する場合は，当社が無償で受電している電気以外の電気を発電または放電している発電設備等に係る発電出力または同時最大受電電力が 10 キロワット未満のときといたします。）の場合の料金および必要となるその他の供給条件は，当分の間，次のとおりといたします。

イ　低圧で受電する場合で，その 1 月の受電地点で計量された 30 分ごとの発電量調整受電電力量の最大値を 2 倍した値が 10 未満のとき，または高圧もしくは特別高圧で受電する場合で，その 1 月の受電地点で記録型計量器により計量された 30 分ごとの連系電力（最小位までといたします。）の最大値が 10 キロワット未満のとき。

22（系統連系受電サービス）(3)に定める系統連系受電サービス料金および 41（契約超過金）(2)に定める契約超過金は申し受けません。

ロ　低圧で受電する場合で，その 1 月の受電地点で計量された 30 分ごとの発電量調整受電電力量の最大値を 2 倍した値が 10 以上のとき，または高圧もしくは特別高圧で受電する場合で，その 1 月の受電地点で記録型計量器により計量された 30 分ごとの連系電力（最小位までといたします。）の最大値が 10 キロワット以上のとき。

(イ)　22（系統連系受電サービス）(2)イまたはロにおける系統連系受電課金対象電力の

算定上，10 キロワットを同時最大受電電力とみなします。

(ロ) 発電設備等に係る供給地点において電灯定額接続送電サービスが適用されている場合または発電設備等に係る供給地点のその 1 月の接続送電サービス契約電力（発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は，1 接続送電サービスを適用した場合のその 1 月の接続送電サービス契約電力といたします。）が 10 キロワット未満の場合は，次のとおりといたします。

a 41（契約超過金）(2)イ(イ)またはロ(イ)における契約超過受電電力の算定上，10 キロワットを同時最大受電電力とみなします。

b 41（契約超過金）(2)イ(ロ)またはロ(ロ)における契約超過受電電力の算定上，10 キロワットを接続送電サービス契約電力とみなします。

(4) 契約者が特定契約を締結する再生可能エネルギー発電設備または再生可能エネルギー特別措置法第 2 条の 2 第 1 項に定める市場取引等により再生可能エネルギー電気を供給する事業に係る発電設備等において，イに定める適用範囲に該当する場合の料金および必要となるその他の供給条件は，当分の間，次のとおりといたします。

イ 適 用 範 囲

原則として，令和 6 年 3 月 31 日までに再生可能エネルギー特別措置法第 9 条第 4 項に定める認定を受け，または，再生可能エネルギー特別措置法第 7 条にもとづいて落札された発電設備等に適用いたします。

ロ 系統連系受電サービス料金等

22（系統連系受電サービス）(3)に定める系統連系受電サービス料金および 41（契約超過金）(2)に定める契約超過金は申し受けません。

なお，発電場所において，イ以外の発電設備等（当社が特定契約を締結する再生可能エネルギー発電設備を除きます。）が混在する場合またはイの発電設備等が化石燃料を混焼するバイオマス発電設備の場合は，(イ)，(ロ)または(ハ)により，イ以外の部分に係る系統連系受電課金対象電力，系統連系受電サービスに係る発電量調整受電電力量または契約超過受電電力を定め，系統連系受電サービス料金および契約超過金を申し受けます。

(イ) 系統連系受電課金対象電力

a イの発電設備等が，化石燃料を混焼するバイオマス発電設備以外の場合

系統連系受電課金対象電力は，同時最大受電電力を発電出力等の比であん分してえた値から，発電設備等に係る供給地点のその 1 月の接続送電サービス契約電力（発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は，1 接続送電サービスを適用した場合のその 1 月の接続送電サービス契約電力といたし

ます。）を発電出力等の比であん分してえた値を差し引いた値といたします。ただし，差し引いた値が零を下回る場合の系統連系受電課金対象電力は，零といたします。

なお，あん分に必要となる発電出力は，契約者または発電契約者から当社へ通知していただきます。

b　イの発電設備等が，化石燃料を混焼するバイオマス発電設備の場合

系統連系受電課金対象電力は，同時最大受電電力を認定バイオマス比率であん分してえた値から，発電設備等に係る供給地点のその 1 月の接続送電サービス契約電力（発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は，1 接続送電サービスを適用した場合のその 1 月の接続送電サービス契約電力といたします。）を認定バイオマス比率であん分してえた値を差し引いた値といたします。ただし，差し引いた値が零を下回る場合の系統連系受電課金対象電力は，零といたします。

なお，認定バイオマス比率は，発電量調整供給契約の申込みに際して契約者または発電契約者から当社に通知していただきます。

また，認定バイオマス比率を変更する場合は，すみやかに変更後の認定バイオマス比率を契約者または発電契約者から当社に通知していただきます。

ただし，認定バイオマス比率を用いることが困難な場合は，附則 4（発電量調整供給契約についての特別措置〔再生可能エネルギー発電設備〕）(8)イに定める当該バイオマス発電設備のバイオマス比率等を基準として，契約者，発電契約者または発電者と当社との協議によって定めた比率といたします。

(ロ)　発電量調整受電電力量

a　イの発電設備等が，契約者が特定契約を締結する再生可能エネルギー発電設備の場合

イ以外の発電設備等に係る発電量調整受電電力量について，30（計量）(1)イただし書または附則 4(発電量調整供給契約についての特別措置〔再生可能エネルギー発電設備〕)(7)ハもしくは(8)イに準じて算定いたします。

b　イの発電設備等が，再生可能エネルギー特別措置法第 2 条の 2 第 1 項に定める市場取引等により再生可能エネルギー電気を供給する事業に係る発電設備等の場合

イ以外の発電設備等に係る発電量調整受電電力量について，30（計量）(1)イただし書または附則 4（発電量調整供給契約についての特別措置〔再生可能エネルギー発電設備〕)(7)ハに準じて算定いたします。ただし，化石燃料を混焼するバ

イオマス発電設備の場合は，発電量調整受電電力量から発電量調整受電電力量に当該バイオマス発電設備のバイオマス比率を乗じてえた値を差し引いた値にもとづき，算定いたします。

なお，バイオマス比率は，算定後すみやかに発電契約者または発電者から当社に通知していただきます。この場合，当社は，必要に応じて，バイオマス比率の算定根拠に関する文書を発電契約者または発電者から提出していただきます。

(ハ) 契約超過受電電力

a イの発電設備等が，化石燃料を混焼するバイオマス発電設備以外の場合

(a) 同時最大受電電力が発電設備等に係る供給地点の接続送電サービス契約電力（発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は，1接続送電サービスを適用した場合のその1月の接続送電サービス契約電力といたします。）を上回る場合または発電設備等に係る供給地点において電灯定額接続送電サービスが適用されている場合

契約超過受電電力は，その1月の最大連系電力等を発電出力等の比であん分してえた値から同時最大受電電力を発電出力等の比であん分してえた値を差し引いた値といたします。

(b) 同時最大受電電力が発電設備等に係る供給地点の接続送電サービス契約電力（発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は，1接続送電サービスを適用した場合のその1月の接続送電サービス契約電力といたします。）を下回る場合

契約超過受電電力は，その1月の最大連系電力等を発電出力等の比であん分してえた値から発電設備等に係る供給地点のその1月の接続送電サービス契約電力（発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は，1接続送電サービスを適用した場合のその1月の接続送電サービス契約電力といたします。）を発電出力等の比であん分してえた値を差し引いた値といたします。ただし，差し引いた値が零を下回る場合は，契約超過金を申し受けません。

b イの発電設備等が，化石燃料を混焼するバイオマス発電設備の場合

(a) 同時最大受電電力が発電設備等に係る供給地点の接続送電サービス契約電力（発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は，1接続送電サービスを適用した場合のその1月の接続送電サービス契約電力といたします。）を上回る場合または発電設備等に係る供給地点において電灯定額接続送電サービスが適用されている場合

契約超過受電電力は，その１月の最大連系電力等を認定バイオマス比率であん分してえた値から同時最大受電電力を認定バイオマス比率であん分してえた値を差し引いた値といたします。

(b)　同時最大受電電力が発電設備等に係る供給地点の接続送電サービス契約電力（発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は，1接続送電サービスを適用した場合のその１月の接続送電サービス契約電力といたします。）を下回る場合

契約超過受電電力は，その１月の最大連系電力等を認定バイオマス比率であん分してえた値から発電設備等に係る供給地点のその１月の接続送電サービス契約電力（発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は，1接続送電サービスを適用した場合のその１月の接続送電サービス契約電力といたします。）を認定バイオマス比率であん分してえた値を差し引いた値といたします。ただし，差し引いた値が零を下回る場合は，契約超過金を申し受けません。

(5)　揚水発電設備等が設置された受電地点において，揚水発電設備等により発電量調整供給に係る電気を発電または放電する場合，当該発電量調整供給に係る電気の電力量については，22（系統連系受電サービス）(3)ロに定める電力量料金を申し受けません。ただし，発電設備（当社が特定契約を締結する再生可能エネルギー発電設備を除きます。）に揚水発電設備等が併設されている場合で，発電設備が(4)イに定める適用範囲に該当しないときは，発電契約者または発電者と当社との協議によりあらかじめ定めた方法によって系統連系受電サービスに係る発電量調整受電電力量を算定し，22（系統連系受電サービス）(3)ロに定める電力量料金を申し受けます。また，発電設備（当社が特定契約を締結する再生可能エネルギー発電設備を除きます。）に揚水発電設備等が併設されている場合で，発電設備が(4)イに定める適用範囲に該当し，かつ，再生可能エネルギー特別措置法第２条の２第１項に定める市場取引等により再生可能エネルギー電気を供給する事業に係る発電設備等が設置された受電地点に係る需要場所に接続供給され揚水または蓄電された電気を当該需要場所以外の需要場所に託送供給されるために発電または放電するときは，揚水発電設備等に係る系統連系受電課金対象電力および契約超過受電電力を(4)ロ(イ) a および(4)ロ(ハ) a に準じて定め，(4)にかかわらず，22（系統連系受電サービス）(3)イに定める基本料金から 22（系統連系受電サービス）(3)ハ(ハ)に定める系統設備効率化割引額を差し引いた金額および 41（契約超過金）(2)に定める契約超過金を申し受けます。

(6)　発電設備等に係る供給地点において電気最終保障供給約款または離島等供給約款に

もとづく電気の需給契約（以下「当社との電気の需給契約」といいます。）を締結している場合は，次のとおりといたします。

イ　18（料金）(3)ロにおいて，当社との電気の需給契約における料金の支払義務発生日を供給側料金算定日とみなします。

ロ　22（系統連系受電サービス）(2)における系統連系受電課金対象電力または 41（契約超過金）(2)における契約超過受電電力の算定上，次のとおりといたします。

(ｲ)　当社との電気の需給契約において，定額電灯または公衆街路灯Ａ（契約負荷設備の総容量が 400 ボルトアンペア未満の場合に限ります。）が適用されている場合を電灯定額接続送電サービスが適用されている場合とみなします。

(ﾛ)　当社との電気の需給契約において，公衆街路灯Ａ（契約負荷設備の総容量が 400 ボルトアンペア以上の場合に限ります。）が適用されている場合，公衆街路灯Ａの契約負荷設備の総容量を電灯臨時定額接続送電サービスにおける契約負荷設備の総容量に準じて取り扱います。

(ﾊ)　当社との電気の需給契約における契約電力を接続送電サービス契約電力または臨時接続送電サービス契約電力とみなし，当社との電気の需給契約における契約電流を接続送電サービス契約電流または臨時接続送電サービス契約電流とみなし，当社との電気の需給契約における契約容量を接続送電サービス契約容量または臨時接続送電サービス契約容量とみなし，当社との電気の需給契約における臨時電灯Ａの契約負荷設備の総容量を電灯臨時定額接続送電サービスにおける契約負荷設備の総容量とみなします。

ハ　53（契約の廃止）(5)または 55（解約等）(6)において，当社との電気の需給契約を接続供給契約とみなします。

(7)　令和 6 年 3 月 31 日までに接続供給に係る電気を発電または放電する発電場所で，イに定める近接性評価地域に立地している発電場所における系統設備効率化割引単価は，別表 2（系統設備効率化割引の対象変電所等）(1)に定める系統設備効率化割引の対象変電所等および系統設備効率化割引単価の見直しまでの間，ロまたはハといたします。

イ　近接性評価地域

次の地域を近接性評価地域といたします。

振興局	対象となる市町村
石狩振興局	石狩市，恵庭市，江別市，北広島市，札幌市，千歳市
渡島総合振興局	七飯町，函館市，北斗市
後志総合振興局	岩内町，小樽市，倶知安町，余市町
空知総合振興局	赤平市，岩見沢市，滝川市，南幌町，美唄市，妹背牛町
上川総合振興局	旭川市
オホーツク総合振興局	網走市，北見市
胆振総合振興局	登別市
十勝総合振興局	音更町，帯広市
釧路総合振興局	釧路市，釧路町
根室振興局	根室市

ロ　受電電圧が標準電圧 6,000 ボルト以下の場合の系統設備効率化割引単価

22（系統連系受電サービス）(3)ハ(ロ)によって算定された系統設備効率化割引単価が，22（系統連系受電サービス）(3)ハ(ロ)の割引区分Ａ－2 およびＢ－2 を適用した場合に算定される系統設備効率化割引単価を下回る場合の系統設備効率化割引単価は，22（系統連系受電サービス）(3)ハ(ロ)にかかわらず，22（系統連系受電サービス）(3)ハ(ロ)の割引区分Ａ－2 およびＢ－2 を適用した場合に算定される系統設備効率化割引単価といたします。

ハ　受電電圧が標準電圧 6,000 ボルトをこえる場合の系統設備効率化割引単価

22（系統連系受電サービス）(3)ハ(ロ)によって算定された系統設備効率化割引単価が，22（系統連系受電サービス）(3)ハ(ロ)の割引区分Ａ－2 を適用した場合に算定される系統設備効率化割引単価を下回る場合の系統設備効率化割引単価は，22（系統連系受電サービス）(3)ハ(ロ)にかかわらず，22（系統連系受電サービス）(3)ハ(ロ)の割引区分Ａ－2 を適用した場合に算定される系統設備効率化割引単価といたします。

16　災害救助法が適用された場合等の特別措置

令和 7 年 4 月 1 日以降に当社供給区域において災害が発生し，原則として災害発生日から 1 年以内に，当社供給区域内の地域が災害救助法第 2 条第 3 項に定める災害発生市町村または本部所管区域市町村の区域（以下「災害救助法適用地域」といいます。）として公示された場合，または当該災害が激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第 2 条第 1 項に定める激甚災害として指定され当社供給区域内の地域がその対象地域とな

った場合で，災害救助法の公示日または激甚災害の指定日が属する月から 6 月後の月の末日までに，当該災害により被害を受けた需要者（原則として災害救助法適用地域または激甚災害の対象地域の需要者に限ります。）の供給地点に係る託送供給について当該需要者に対して電気の供給を行なう契約者からこの特別措置の適用の申出があるとき（当社が分割接続供給を行なう供給地点においては，双方の契約者から申出がある場合に限ります。）または当該災害により被害を受けた発電者（原則として災害救助法適用地域または激甚災害の対象地域の発電者に限ります。）の受電地点に係る発電量調整供給について当該発電者もしくは当該発電量調整供給に係る発電契約者からこの特別措置の適用の申出があるときの料金および必要となるその他の供給条件は次のとおりといたします。

なお，当社は，需要者または発電者の被害状況を確認するため，必要に応じてり災証明書の提示を求める等の措置を講ずることがあります。

(1)　災害により被害を受けた需要者の供給地点に係る接続送電サービス料金，臨時接続送電サービス料金および予備送電サービス料金について，災害発生日が属する月の前月の料金（支払期日が災害発生日以降となるものに限ります。），および災害発生日が属する月からその翌々月までの料金の供給側料金算定日を，18（料金）(1)にかかわらず，それぞれ 1 月延期いたします。

(2)　災害により被害を受けた需要者の供給地点において，災害により被害を受けたときから引き続きまったく電気を使用しない場合には，災害発生日が属する月から 6 月後の月の末日までの間は，料金の算定期間ごとに次の割引を行ない料金を算定いたします。

イ　割引の対象

電灯定額接続送電サービスについては接続送電サービス料金とし，電灯臨時定額接続送電サービスおよび動力臨時定額接続送電サービスについては臨時接続送電サービス料金とし，その他については当該供給地点の接続送電サービスまたは臨時接続送電サービスの基本料金（力率割引または割増しの適用を受ける場合はその適用後の基本料金といたします。）といたします。ただし，33（料金の算定）(1)イ，ロ，ニ，ホ，ヘまたはリの場合は，まったく電気を使用しない日における契約内容に応じて算定される 1 月の金額といたします。

ロ　割 引 率

ハに定める割引日数 1 日ごとに 4 パーセントといたします。

ハ　割 引 日 数

割引日数は，各月の料金の算定期間における，災害により被害を受けたときから引き続きまったく電気を使用しない期間の日数とし，30 分ごとの接続供給電力量等にもとづき当社との協議によって定めます。

(3)　災害により被害を受けた需要者の供給地点において，災害により被害を受けたときから引き続きまったく予備送電サービスを使用しない場合には，災害発生日が属する月から 6 月後の月の末日までの間は，料金の算定期間ごとに(2)に準じて割引を行ない予備送電サービス料金を算定いたします。

(4)　災害により被害を受けた需要者の供給地点において，災害により被害を受けたときから引き続きまったく電気を使用しないで，契約者が当該供給地点に係る接続供給を廃止された後，契約者が新たに当該供給地点に係る接続供給の申込みを行なった場合で，その申込みが災害発生日が属する月の 6 月後の月の末日までに行なわれ，かつ，その申込みが災害により被害を受けたときの当該供給地点に係る接続送電サービス契約電力等をこえないとき（分割接続供給の場合は，その申込みにもとづく 1 供給地点につき，1 接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービス契約電力等が，災害により被害を受けたときの 1 供給地点につき，1 接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービス契約電力等をこえないときに限ります。）は，70（供給地点への供給設備の工事費負担金）にかかわらず，その工事費負担金を申し受けません。

(5)　契約者が，災害により被害を受けた需要者の供給地点において，再建等のため，20（臨時接続送電サービス）の申込みを行なった場合で，その申込みが災害発生日が属する月の 6 月後の月の末日までに行なわれたときは，73（臨時工事費）にかかわらず，その臨時工事費を申し受けません。

(6)　災害により被害を受けた需要者の供給地点において，電気設備が災害のため復旧まで一時使用不能となった場合，18（料金）(1)にかかわらず，災害発生日が属する月から 6 月後の月の末日までの間は，その使用不能設備に相当する接続送電サービスの基本料金，臨時接続送電サービスの基本料金および予備送電サービス料金の割引を行ない料金を算定いたします。

(7)　契約者が，災害により被害を受けた需要者の供給地点において，再建等のため，引込線，計量器，その付属装置，区分装置，通信設備および電流制限器等の取付位置の変更の申込みを災害発生日が属する月の 6 月後の月の末日までに行なった場合で，その供給方法が災害により被害を受けたときの供給方法と同一であるときは，62（引込線の接続），63（計量器等の取付け），64（通信設備等の施設）および 66（電流制限器等の取付け）にかかわらず，原則として，その初回の工事に要した実費または実費相当額を申し受けません。

(8)　災害により被害を受けた需要者の供給地点において，当社が分割接続供給を行なう場合で，(2)または(6)によって割引を行ない接続送電サービス料金または臨時接続送電サービス料金を算定するときは，(9)または(10)による料金の調整を行なうために，1 供給

地点につき，1 接続送電サービスまたは 1 臨時接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービス料金または臨時接続送電サービス料金を，(2)または(6)に準じて割引を行ない算定いたします。

(9)　災害により被害を受けた需要者の供給地点において，当社が分割接続供給を行ない，かつ，(2)または(6)によって割引を行ない接続送電サービス料金を算定する場合で，それぞれの契約者に係る接続送電サービス料金の合計と，(8)によって算定された 1 供給地点につき，1 接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービス料金との間に差が生ずるときは，33(料金の算定)(12)に準じて接続送電サービス料金の調整を行ないます。

(10)　災害により被害を受けた需要者の供給地点において，当社が分割接続供給を行ない，かつ，(2)または(6)によって割引を行ない臨時接続送電サービス料金を算定する場合で，それぞれの契約者に係る臨時接続送電サービス料金の合計と，(8)によって算定された 1 供給地点につき，1 臨時接続送電サービスを適用した場合の臨時接続送電サービス料金との間に差が生ずるときは，33（料金の算定）(13)に準じて臨時接続送電サービス料金の調整を行ないます。

(11)　災害により被害を受けた需要者の供給地点において，当社が分割接続供給を行なう場合で，(3)または(6)によって割引を行ない予備送電サービス料金を算定するときは，(12)による料金の調整を行なうために，1 供給地点につき，1 予備送電サービスを適用した場合の予備送電サービス料金を，(3)または(6)に準じて割引を行ない算定いたします。

(12)　災害により被害を受けた需要者の供給地点において，当社が分割接続供給を行ない，かつ，予備送電サービスをあわせて適用し，(3)または(6)によって割引を行ない予備送電サービス料金を算定する場合で，それぞれの契約者に係る予備送電サービス料金の合計と，(11)によって算定された 1 供給地点につき，1 予備送電サービスを適用した場合の予備送電サービス料金との間に差が生ずるときは，33（料金の算定）(14)に準じて予備送電サービス料金の調整を行ないます。

(13)　災害により被害を受けた発電者の受電地点に係る系統連系受電サービス料金について，災害発生日が属する月の前月の料金（支払期日が災害発生日以降となるものに限ります。），および災害発生日が属する月からその翌々月までの料金の支払期日を，34（支払義務の発生および支払期日）にかかわらず，それぞれ 1 月延期いたします。

(14)　災害により被害を受けた発電者の受電地点において，災害により被害を受けたときから引き続きまったく発電または放電しない場合（他の発電量調整供給契約等と同一計量する場合等は，すべての発電量調整供給等に係る発電量調整受電電力量等が零であるときに限ります。）には，災害発生日が属する月から 6 月後の月の末日までの間は，料金の算定期間ごとに次の割引を行ない料金を算定いたします。

イ　割引の対象

当該受電地点の系統連系受電サービスの基本料金から系統設備効率化割引額を差し引いた金額といたします。ただし，33（料金の算定）(1)イ，ハ，ニ，トまたはチの場合は，まったく電気を発電または放電しない日における契約内容に応じて算定される1月の金額といたします。

ロ　割 引 率

ハに定める割引日数1日ごとに4パーセントといたします。

ハ　割 引 日 数

割引日数は，各月の料金の算定期間における，災害により被害を受けたときから引き続きまったく電気を発電または放電しない期間の日数とし，30分ごとの発電量調整受電電力量等にもとづき当社との協議によって定めます。

(15)　災害により被害を受けた発電者の受電地点において，発電設備等が災害のため復旧まで一時運転不能となった場合，18（料金）(3)にかかわらず，災害発生日が属する月から6月後の月の末日までの間は，その運転不能設備に相当する系統連系受電サービスの基本料金の割引を行ない料金を算定いたします。

なお，この場合，その運転不能設備に相当する系統連系受電サービスの系統設備効率化割引は適用いたしません。

別　　表

1　契約設備電力の算定

(1)　契約設備電力は，原則として，電流を制限する計量器により制限される電流，電流制限器または主開閉器の定格電流にもとづき次により算定いたします。この場合，1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。

イ　電流を制限する計量器による場合

$$\text{入力（キロボルトアンペア）} = \text{制限される電流（アンペア）} \times 100 \text{ ボルト} \times \frac{1}{1,000}$$

ロ　電流制限器による場合

$$\text{入力（キロボルトアンペア）} = \text{電流制限器の定格電流（アンペア）} \times 100 \text{ ボルト} \times \frac{1}{1,000}$$

ハ　主開閉器による場合

別表 3（契約電力および契約容量の算定方法）に準じて算定いたします。

(2)　(1)によりがたい場合は，負荷設備の容量等を基準として定めるものといたします。

2　系統設備効率化割引の対象変電所等

(1)　系統設備効率化割引の対象変電所等

次の変電所等を系統設備効率化割引の対象変電所等といたします。

割引区分	振興局	割引対象変電所等
Ａ－1	渡島総合振興局	大野変電所，北七飯変電所，北斗変換所
Ａ－2	石狩振興局	恵庭変電所，北江別変電所，篠路変電所，苗穂変電所，西札幌変電所，西当別変電所，西野変電所，南九条変電所，南札幌変電所
	渡島総合振興局	上八雲開閉所，知内開閉所

割引区分	振興局	割引対象変電所等
Ａ－3	後志総合振興局	西小樽変電所，西双葉開閉所，双葉開閉所
	空知総合振興局	西滝川変電所，西奈井江開閉所
	上川総合振興局	旭川嵐山開閉所，旭川変電所，西旭川変電所
	胆振総合振興局	追分開閉所，苫小牧変電所，苫東厚真発電所，西伊達変電所，西室蘭開閉所，南早来変電所，室蘭変電所
Ｂ－1	石狩振興局	厚別変電所，大通変電所，大谷地変電所，北口変電所，北郷変電所，北三条変電所，札幌中央変電所，白石変電所，新琴似変電所，薄野変電所，桑園変電所，月寒変電所，豊平変電所，苗穂変電所，東美園変電所，幌北変電所，本町変電所，円山変電所，美香保変電所，美園変電所，南九条変電所，南札幌変電所，南三条変電所，元町変電所，元村変電所，山鼻変電所
	上川総合振興局	秋月変電所，旭川中央変電所，栄町変電所，新星変電所，近文変電所，忠和変電所
Ｂ－2	石狩振興局	美しが丘変電所，大麻変電所，上江別変電所，川沿変電所，恵南変電所，琴似変電所，尻苗変電所，澄川変電所，樽川変電所，千歳変電所，手稲変電所，砥山変電所，屯田変電所，西岡変電所，錦橋変電所，西札幌変電所，西野三条変電所，二十四軒変電所，野幌変電所，浜益変電所，平岡変電所，藤野変電所，前田変電所，真駒内変電所，宮の沢変電所，藻岩変電所，山の手変電所
	渡島総合振興局	相沼内変電所，石川変電所，磯谷川第二変電所，落部変電所，柏木変電所，鹿部変電所，東雲変電所，清水川変電所，末広変電所，中の橋変電所，七重浜変電所，函館変電所，東山変電所，福島変電所，八雲変電所，湯川変電所
	檜山振興局	厚沢部変電所，今金変電所，ピリカ変電所
	後志総合振興局	色内変電所，岩内変電所，小樽変電所，茅沼変電所，寒別変電所，倶知安変電所，国富変電所，昆布変電所，新光変電所，銭函変電所，富岡変電所，ニセコ変電所，比羅夫変電所，古平変電所，山田変電所，蘭越変電所，留産変電所

割引区分	振興局	割引対象変電所等
Ｂ－2	空知総合振興局	芦別変電所，岩見沢変電所，北村変電所，新十津川変電所，砂川変電所，滝川変電所，多度志変電所，奈井江変電所，西滝川変電所，二の坂変電所，沼田変電所，東岩見沢変電所，美唄変電所，深川変電所，南大夕張変電所，南清水沢変電所，南町変電所，美流渡変電所，茂尻変電所，妹背牛変電所，文珠変電所，夕張変電所，由仁変電所
	上川総合振興局	旭川変電所，安足間変電所，雨竜変電所，江卸変電所，金山変電所，上士別変電所，上富良野変電所，神居変電所，北の峰変電所，剣淵変電所，咲来変電所，三条変電所，鹿越変電所，士別変電所，占冠変電所，新旭川変電所，東光変電所，中川変電所，永山変電所，七条変電所，名寄変電所，美瑛変電所，東川変電所，富良野変電所，幌加内変電所，山部変電所
	留萌振興局	天塩変電所，羽幌変電所，増毛変電所，留萌変電所
	宗谷総合振興局	歌登変電所，枝幸変電所，声問変電所，猿払変電所，小頓別変電所，豊富変電所，浜頓別変電所，幌延変電所，曲渕変電所，稚内西変電所，稚内変電所
	オホーツク総合振興局	宇登呂変電所，興部変電所，北見変電所，清見変電所，潮見変電所，田端変電所
	胆振総合振興局	明野変電所，大岸変電所，祝津変電所，壮瞥変電所，伊達変電所，洞爺変電所，苫小牧中央変電所，苫小牧変電所，登別青葉変電所，東町変電所，幌別変電所，御崎変電所，緑町変電所，室蘭中央変電所，室蘭変電所，鷲別変電所
	日高振興局	厚賀変電所，浦河変電所，静内変電所，東静内変電所，平取変電所，三石変電所
	十勝総合振興局	帯広中央変電所，帯広変電所，広陽変電所，新得変電所，南郷変電所，西帯広変電所
	釧路総合振興局	愛国変電所，橋北変電所，釧路中央変電所，釧路変電所，湖畔変電所，星が浦変電所
	根室振興局	峰浜変電所，羅臼変電所

なお,系統設備効率化割引の対象変電所等および系統設備効率化割引単価については,原則として令和10年4月1日に見直しを行なうものとし,当該見直し後は原則として5年ごとに見直しを行なうものといたします。

(2) 系統設備効率化割引の割引区分の適用

イ (1)の割引区分は,10(契約の成立および契約期間)(1)により系統連系受電契約が成立したときの連系変電所等により適用いたします。

なお,連系変電所等については,原則として令和10年4月1日に見直しを行なうものとし,当該見直し後は原則として5年ごとに見直しを行なうものといたします。

ロ (1)に定める系統設備効率化割引の対象変電所等および系統設備効率化割引単価の見直しまでの間に利用する変電所等に変更があった場合であっても,(1)に定める系統設備効率化割引の対象変電所等および系統設備効率化割引単価の見直しまでの間に適用される割引区分は継続されるものといたします。

ハ (1)に定める系統設備効率化割引の対象変電所等および系統設備効率化割引単価の見直し後に発電量調整供給を開始した場合であっても,(1)の割引区分は,イにより適用するものといたします。ただし,適用される22(系統連系受電サービス)(3)ハ(ロ)の系統設備効率化割引単価は見直し後のものといたします。

ニ 令和6年4月1日以降,受電地点を新たに設定する発電場所(発電設備等を新たに使用する場合に限ります。)または同一地点で発電設備等のすべての変更を行なう発電場所について,発電量調整供給の開始または変更以降,(1)に定める系統設備効率化割引の対象変電所等および系統設備効率化割引単価の見直しを行なった場合における見直し後に適用する割引区分は,その次の(1)に定める系統設備効率化割引の対象変電所等および系統設備効率化割引単価の見直しまでの間1回に限り,次のとおりといたします。ただし,適用される22(系統連系受電サービス)(3)ハ(ロ)の系統設備効率化割引単価は見直し後のものといたします。

見直し前の割引区分	見直し後の割引区分	適用される割引区分
Ａ－1	Ａ－1，Ａ－2，Ａ－3 または割引対象外	Ａ－1
Ａ－2	Ａ－1	Ａ－1
	Ａ－2，Ａ－3 または割引対象外	Ａ－2
Ａ－3	Ａ－1	Ａ－1
	Ａ－2	Ａ－2
	Ａ－3 または割引対象外	Ａ－3
Ｂ－1	Ｂ－1，Ｂ－2 または割引対象外	Ｂ－1
Ｂ－2	Ｂ－1	Ｂ－1
	Ｂ－2 または割引対象外	Ｂ－2

3　契約電力および契約容量の算定方法

19（接続送電サービス）(2)イ(ﾛ) b もしくは(ﾊ)または 20（臨時接続送電サービス）(2)イ(ｲ) b (b)もしくは(ﾛ) b の場合の契約電力または契約容量は，次により算定いたします。ただし，契約電力を算定する場合は，力率（100 パーセントといたします。）を乗じます。

(1)　供給電気方式および供給電圧が交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトの場合

$$\text{契約主開閉器の定格電流（アンペア）} \times \text{電圧（ボルト）} \times \frac{1}{1,000}$$

なお，交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトの場合の電圧は，200 ボルトといたします。

(2)　供給電気方式および供給電圧が交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトの場合

$$\text{契約主開閉器の定格電流（アンペア）} \times \text{電圧（ボルト）} \times 1.732 \times \frac{1}{1,000}$$

4　負荷設備の入力換算容量

(1)　照明用電気機器

照明用電気機器の換算容量は，次のイ，ロ，ハおよびニによります。

イ　けい光灯

	換　算　容　量	
	入力（ボルトアンペア）	入力（ワット）
高力率型	管灯の定格消費電力（ワット）× 150パーセント	管灯の定格消費電力（ワット）× 125パーセント
低力率型	管灯の定格消費電力（ワット）× 200パーセント	

ロ　ネオン管灯

2次電圧（ボルト）	換　算　容　量		
	入力（ボルトアンペア）		入力（ワット）
	高力率型	低力率型	
3,000	30	80	30
6,000	60	150	60
9,000	100	220	100
12,000	140	300	140
15,000	180	350	180

ハ　スリームラインランプ

管の長さ（ミリメートル）	換　算　容　量	
	入力（ボルトアンペア）	入力（ワット）
999以下	40	40
1,149以下	60	60
1,556以下	70	70
1,759以下	80	80
2,368以下	100	100

ニ　水 銀 灯

出　力 （ワット）	換　算　容　量		
	入力（ボルトアンペア）		入力（ワット）
	高　力　率　型	低　力　率　型	
40 以下	60	130	50
60 以下	80	170	70
80 以下	100	190	90
100 以下	150	200	130
125 以下	160	290	145
200 以下	250	400	230
250 以下	300	500	270
300 以下	350	550	325
400 以下	500	750	435
700 以下	800	1,200	735
1,000 以下	1,200	1,750	1,005

(2)　誘導電動機

イ　単相誘導電動機

(イ)　出力が馬力表示の単相誘導電動機の換算容量（入力〔キロワット〕）は，換算率 100.0 パーセントを乗じたものといたします。

(ロ)　出力がワット表示のものは，次のとおりといたします。

出　　力 （ワット）	換　　算　　容　　量		
	入力（ボルトアンペア）		入力（ワット）
	高　力　率　型	低　力　率　型	
35 以下	—	160	出力（ワット）× 133.0 パーセント
45 以下	—	180	
65 以下	—	230	
100 以下	250	350	
200 以下	400	550	
400 以下	600	850	
550 以下	900	1,200	
750 以下	1,000	1,400	

ロ　3 相誘導電動機

換算容量（入力〔キロワット〕）
出　　力（馬　　力）×　93.3 パーセント
出　　力（キロワット）× 125.0 パーセント

(3)　レントゲン装置

レントゲン装置の換算容量は，次によります。

なお，レントゲン装置が 2 以上の装置種別を兼ねる場合は，いずれか大きい換算容量といたします。

装置種別（携帯型および移動型を含みます。）	最高定格管電圧（キロボルトピーク）	管電流（短時間定格電流）（ミリアンペア）	換算容量（入力）（キロボルトアンペア）
治療用装置			定格1次最大入力（キロボルトアンペア）の値といたします。
診察用装置	95キロボルトピーク以下	20ミリアンペア以下	1
		20ミリアンペア超過　30ミリアンペア以下	1.5
		30ミリアンペア超過　50ミリアンペア以下	2
		50ミリアンペア超過　100ミリアンペア以下	3
		100ミリアンペア超過　200ミリアンペア以下	4
		200ミリアンペア超過　300ミリアンペア以下	5
		300ミリアンペア超過　500ミリアンペア以下	7.5
		500ミリアンペア超過　1,000ミリアンペア以下	10
	95キロボルトピーク超過100キロボルトピーク以下	200ミリアンペア以下	5
		200ミリアンペア超過　300ミリアンペア以下	6
		300ミリアンペア超過　500ミリアンペア以下	8
		500ミリアンペア超過　1,000ミリアンペア以下	13.5
	100キロボルトピーク超過125キロボルトピーク以下	500ミリアンペア以下	9.5
		500ミリアンペア超過　1,000ミリアンペア以下	16
	125キロボルトピーク超過150キロボルトピーク以下	500ミリアンペア以下	11
		500ミリアンペア超過　1,000ミリアンペア以下	19.5
蓄電器放電式診察用装置	コンデンサ容量　0.75マイクロファラッド以下		1
	0.75マイクロファラッド超過1.5マイクロファラッド以下		2
	1.5　マイクロファラッド超過　3マイクロファラッド以下		3

(4)　電気溶接機

電気溶接機の換算容量は，次の算式によって算定された値といたします。

イ　日本産業規格に適合した機器（コンデンサ内蔵型を除きます。）の場合

入力（キロワット）＝ 最大定格1次入力（キロボルトアンペア）× 70パーセント

ロ　イ以外の場合

入力（キロワット）＝ 実測した1次入力（キロボルトアンペア）× 70パーセント

(5)　そ　の　他

イ　(1)，(2)，(3)および(4)によることが不適当と認められる電気機器の換算容量（入力）は，実測した値を基準として契約者と当社との協議によって定めます。ただし，特別の事情がある場合は，定格消費電力を換算容量（入力）とすることがあります。

ロ　動力と一体をなし，かつ，動力を使用するために直接必要であって欠くことができない表示灯は，動力とあわせて1契約負荷設備として契約負荷設備の容量（入力）を算定いたします。

ハ　予備設備であることが明らかな電気機器については，契約負荷設備の容量の算定の対象といたしません。

5　離島ユニバーサルサービス調整

(1)　離島ユニバーサルサービス調整額の算定

イ　離島平均燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの離島平均燃料価格は，貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき，次の算式によって算定された値といたします。

なお，離島平均燃料価格は，100円単位とし，100円未満の端数は，10円の位で四捨五入いたします。

離島平均燃料価格 ＝ A × α

A＝各離島平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格

α＝1.0000

なお，各離島平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格の単位は，1円とし，その端数は，小数点以下第1位で四捨五入いたします。

ロ　離島基準燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの離島基準燃料価格は，79,300円といたします。

ハ　離島調整上限燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの離島調整上限燃料価格は，119,000円といたします。

ニ　離島ユニバーサルサービス調整単価

離島ユニバーサルサービス調整単価は，次の算式によって算定された値といたします。

なお，離島ユニバーサルサービス調整単価の単位は，1 銭とし，その端数は，小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

(イ) 1 キロリットル当たりの離島平均燃料価格が離島基準燃料価格を下回る場合

$$\text{離島ユニバーサルサービス調整単価} = (\text{離島基準燃料価格} - \text{離島平均燃料価格}) \times \frac{\text{(2)の離島基準単価}}{1,000}$$

(ロ) 1 キロリットル当たりの離島平均燃料価格が離島基準燃料価格を上回り，かつ，離島調整上限燃料価格以下の場合

$$\text{離島ユニバーサルサービス調整単価} = (\text{離島平均燃料価格} - \text{離島基準燃料価格}) \times \frac{\text{(2)の離島基準単価}}{1,000}$$

(ハ) 1 キロリットル当たりの離島平均燃料価格が離島調整上限燃料価格を上回る場合

離島平均燃料価格は，離島調整上限燃料価格といたします。

$$\text{離島ユニバーサルサービス調整単価} = (\text{離島調整上限燃料価格} - \text{離島基準燃料価格}) \times \frac{\text{(2)の離島基準単価}}{1,000}$$

ホ 離島ユニバーサルサービス調整単価の適用

各離島平均燃料価格算定期間の離島平均燃料価格によって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価は，その離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間に使用される接続供給に係る電気に適用いたします。

(イ) 各離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間は，(ロ)，(ハ)および(ニ)の場合を除き，次のとおりといたします。

離島平均燃料価格算定期間	離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間
毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の5月の検針日から6月の検針日の前日までの期間
毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の6月の検針日から7月の検針日の前日までの期間
毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の7月の検針日から8月の検針日の前日までの期間
毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の8月の検針日から9月の検針日の前日までの期間
毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の9月の検針日から10月の検針日の前日までの期間
毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の10月の検針日から11月の検針日の前日までの期間
毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の11月の検針日から12月の検針日の前日までの期間
毎年8月1日から10月31日までの期間	その年の12月の検針日から翌年の1月の検針日の前日までの期間
毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の1月の検針日から2月の検針日の前日までの期間
毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の2月の検針日から3月の検針日の前日までの期間
毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の3月の検針日から4月の検針日の前日までの期間
毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は，翌年の2月29日までの期間）	翌年の4月の検針日から5月の検針日の前日までの期間

(ﾛ) 記録型計量器により計量する場合で，当社があらかじめ契約者に計量日をお知らせしたときは，(ﾆ)の場合を除き，その供給地点の各離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間は，(ｲ)に準ずるものといたします。この場合，(ｲ)にいう検針日は，計量日といたします。

(ハ)　定額接続送電サービスの場合は，各離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間は，(イ)に準ずるものといたします。この場合，(イ)にいう検針日は，その供給地点の属する検針区域の検針日といたします。ただし，電灯臨時定額接続送電サービスおよび動力臨時定額接続送電サービスの適用を受け，料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間，または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合は，(イ)にいう検針日は，応当日といたします。

(ニ)　検針日が毎月初日の需要者に係る供給地点については，各離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間は，(イ)に準ずるものといたします。この場合，(イ)にいう各月の検針日は，その月の翌月の初日といたします。

ヘ　離島ユニバーサルサービス調整額

(イ)　定額制供給の場合

a　電灯定額接続送電サービス

離島ユニバーサルサービス調整額は，ニによって算定された各契約負荷設備ごとの離島ユニバーサルサービス調整単価の合計といたします。

b　電灯臨時定額接続送電サービスおよび動力臨時定額接続送電サービス

離島ユニバーサルサービス調整額は，ニによって算定された各臨時接続送電サービスごとの離島ユニバーサルサービス調整単価といたします。

(ロ)　従量制供給の場合

離島ユニバーサルサービス調整額は，その１月の接続供給電力量にニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価を適用して算定いたします。

(2)　離島基準単価

離島基準単価は，離島平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値といたします。

イ　定額制供給の場合

(イ)　電灯定額接続送電サービス

離島基準単価は，各契約負荷設備ごとに1月につき次のとおりといたします。

電灯	10ワットまでの1灯につき	4厘
	10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	9厘
	20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	1銭8厘
	40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	2銭5厘
	60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	4銭3厘
	100ワットをこえる1灯につき50ワットまでごとに	2銭1厘
小型機器	50ボルトアンペアまでの1機器につき	1銭3厘
	50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	2銭5厘
	100ボルトアンペアをこえる1機器につき50ボルトアンペアまでごとに	1銭3厘

(ロ)　電灯臨時定額接続送電サービス

離島基準単価は，契約負荷設備の総容量（入力）によって，1日につき次のとおりといたします。

総容量が50ボルトアンペアまでの場合	0厘
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	1厘
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	1厘
総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロボルトアンペアまでの場合	7厘
総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロボルトアンペアまでの場合1キロボルトアンペアまでごとに	7厘

(ハ)　動力臨時定額接続送電サービス

離島基準単価は，次のとおりといたします。ただし，臨時接続送電サービス契約電力が0.5キロワットの場合の離島基準単価は，臨時接続送電サービス契約電力が1キロワットの場合の離島基準単価の半額といたします。

臨時接続送電サービス契約電力1キロワット1日につき	8厘

ロ　従量制供給の場合

離島基準単価は，次のとおりといたします。

1キロワット時につき	1厘

(3)　離島ユニバーサルサービス調整単価等のお知らせ

当社は，(1)イの各離島平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格および(1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価を，インターネットを利用する方法等によりお知らせいたします。

6　平均力率の算定

(1)　平均力率は，次の算式によって算定された値といたします。ただし，有効電力量の値が零となる場合の平均力率は，85パーセントとみなします。

$$\text{平均力率（パーセント）} = \frac{\text{有効電力量}}{\sqrt{(\text{有効電力量})^2+(\text{無効電力量})^2}} \times 100$$

(2)　有効電力量および無効電力量の計量については，30（計量）に準ずるものといたします。ただし，有効電力量または無効電力量は，30（計量）にかかわらず，当分の間，やむをえない場合には，受電電圧および供給電圧と異なった電圧で計量いたします。この場合，有効電力量または無効電力量は，計量された有効電力量または無効電力量を，受電電圧および供給電圧と同位にするために原則として3パーセントの計量損失率によって修正したものといたします。

7　契約負荷設備の総容量の算定

(1)　差込口の数と電気機器の数が異なる場合は，次によって算定された値にもとづき，契約負荷設備の総容量を算定いたします。

イ　電気機器の数が差込口の数を上回る場合

差込口の数に応じた電気機器の総容量（入力）といたします。この場合，最大の入力の電気機器から順次対象といたします。

ロ　電気機器の数が差込口の数を下回る場合

電気機器の総容量（入力）に電気機器の数を上回る差込口の数に応じて次によって算定した値を加えたものといたします。

(ｲ) 住宅，アパート，寮，病院，学校，寺院およびこれに準ずるもの。

1 差込口につき　50 ボルトアンペア

(ﾛ) (ｲ)以外の場合

1 差込口につき　100 ボルトアンペア

(2) 契約負荷設備の容量を確認できない場合は，同一業種の 1 回路当たりの平均負荷設備容量にもとづき，契約負荷設備の総容量（入力）を算定いたします。

8 発電量調整受電計画電力量，接続対象計画電力量および需要抑制量調整受電計画電力量に関する取扱い

(1) 発電量調整受電計画電力量の取扱い

発電量調整受電計画電力量は，原則として，別表 11（発電計画・調達計画・販売計画）に定める当日計画の通知の期限における発電計画といたします。

ただし，発電契約者が通知した販売計画または調達計画が不適当と認められる場合には，当該計画は次に定める値とみなします。

イ 発電契約者が通知した販売計画または調達計画のうち，卸電力取引所への販売分または卸電力取引所からの調達分が卸電力取引所における約定結果と一致しない場合

卸電力取引所における約定結果の値(卸電力取引市場における市場約定後において，電力広域的運営推進機関より約定結果の値の変更に係る通知を受けた場合は，通知を受けた変更後の値といたします。また，約定がない場合は零とみなします。)

ロ 発電契約者が通知した販売計画または調達計画のうち，イ以外の分が取引相手の対応する計画と一致しない場合

発電契約者の販売計画または調達計画と取引相手の対応する計画とのうちいずれか小さい値（取引相手の対応する計画がない場合は零とみなします。）

なお，当日計画の通知の期限において発電契約者が通知した発電計画と調達計画の合計値が販売計画と一致しない場合，販売計画から調達計画を差し引いた値を当日計画の通知の期限における発電計画とみなします（以下「みなし発電計画」といいます。）。

この場合の発電バランシンググループごとの発電計画は，30 分ごとに次の算式によりえられた値とみなします。

$$\text{発電バランシンググループごとの発電計画} = \text{みなし発電計画の値} \times \frac{\text{当日計画の通知の期限における発電バランシンググループごとの発電計画の値}}{\text{当日計画の通知の期限における発電計画の値}}$$

(2)　接続対象計画電力量の取扱い

接続対象計画電力量は，原則として，別表 10（需要計画・調達計画・販売計画）に定める当日計画の通知の期限における需要想定値といたします。

ただし，契約者が通知した調達計画または販売計画が不適当と認められる場合には，当該計画は次に定める値とみなします。

イ　契約者が通知した調達計画または販売計画のうち，卸電力取引所への販売分または卸電力取引所からの調達分が卸電力取引所における約定結果と一致しない場合

卸電力取引所における約定結果の値(卸電力取引市場における市場約定後において，電力広域的運営推進機関より約定結果の値の変更に係る通知を受けた場合は，通知を受けた変更後の値といたします。また，約定がない場合は零とみなします。)

ロ　契約者が通知した調達計画または販売計画のうち，イ以外の分が取引相手の対応する計画と一致しない場合

契約者の調達計画または販売計画と取引相手の対応する計画とのうちいずれか小さい値（取引相手の対応する計画がない場合は零とみなします。)

なお，当日計画の通知の期限において契約者が通知した需要想定値と需要想定値に対する取引計画が一致しない場合，調達計画から販売計画を差し引いた値を当日計画の通知の期限における需要想定値とみなします。

(3)　需要抑制量調整受電計画電力量の取扱い

イ　需要抑制量調整受電計画電力量は，原則として，別表 12（需要抑制計画・調達計画・販売計画・ベースライン）に定める当日計画の通知の期限における需要抑制計画といたします。

ただし，需要抑制契約者が通知した調達計画または販売計画が不適当と認められる場合には，当該計画は次に定める値とみなします。

(ｲ)　需要抑制契約者が通知した調達計画または販売計画のうち，卸電力取引所への販売分または卸電力取引所からの調達分が卸電力取引所における約定結果と一致しない場合

卸電力取引所における約定結果の値（卸電力取引市場における市場約定後において，電力広域的運営推進機関より約定結果の値の変更に係る通知を受けた場合は，通知を受けた変更後の値といたします。また，約定がない場合は零とみなします。)

(ﾛ)　需要抑制契約者が通知した調達計画または販売計画のうち，(ｲ)以外の分が取引相手の対応する計画と一致しない場合

需要抑制契約者の調達計画または販売計画と取引相手の対応する計画とのうちいずれか小さい値（取引相手の対応する計画がない場合は零とみなします。)

ロ　需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量または需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量の算定上，次の(イ)または(ロ)に該当する場合は，次に定める値を需要抑制計画とみなします（以下「みなし需要抑制計画」といいます。）。この場合，みなし需要抑制計画が負となるときの 31（電力および電力量の算定）(14)イ(ロ)および(ハ)の需要抑制量調整受電計画電力量は，当日計画の通知の期限における需要抑制計画といたします。

なお，需要抑制契約者が複数の需要抑制バランシンググループを設定される場合の需要抑制バランシンググループごとのみなし需要抑制計画は，30 分ごとに次の算式によりえられた値といたします。

需要抑制バランシンググループごとのみなし需要抑制計画

＝ みなし需要抑制計画の値

$$\times \frac{\text{当日計画の通知の期限における需要抑制バランシンググループごとの需要抑制計画の値}}{\text{当日計画の通知の期限における需要抑制計画の合計値}}$$

(イ)　需要抑制契約者が通知した販売計画（イにより変更した場合は変更後の値といたします。）が調達計画（イにより変更した場合は変更後の値といたします。）を上回る場合

販売計画と調達計画の差を需要抑制計画の合計値に加えた値

(ロ)　需要抑制契約者が通知した販売計画（イにより変更した場合は変更後の値といたします。）が調達計画（イにより変更した場合は変更後の値といたします。）を下回る場合

販売計画と調達計画の差を需要抑制計画の合計値から差し引いた値

9　電力量の協定

電力量を協議によって定める場合の基準は，原則として次によります。

(1)　定額制供給の場合の接続供給電力量

イ　接続供給電力量の算定式

その 1 月の接続供給電力量は，接続送電サービスまたは臨時接続送電サービスに応じて次により算定いたします。ただし，33（料金の算定）(1)イ，ロ，ニ，ホまたはへの場合は，接続送電サービスまたは臨時接続送電サービスに応じて次により算定した値を当月の料金の算定期間の日数で除し，協定の対象となる期間（以下「協定期間」といいます。）の日数を乗じた値といたします。

電灯定額接続送電サービス	電灯である契約負荷設備	10ワットまでの1灯につき	10 ワット×ロに定める月別使用時間
		10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	20 ワット×ロに定める月別使用時間
		20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	40 ワット×ロに定める月別使用時間
		40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	60 ワット×ロに定める月別使用時間
		60 ワットをこえ 100 ワットまでの1灯につき	100 ワット×ロに定める月別使用時間
		100ワットをこえる1灯につき50ワットまでごとに	50 ワット×ロに定める月別使用時間
	小型機器である契約負荷設備1機器につき		20キロワット時
電灯臨時定額接続送電サービス			契約灯個数×40 キロワット時
動力臨時定額接続送電サービス			契約電力×200時間

ロ　月別使用時間

月別使用時間は，計算月ごとに下表のとおりといたします。

計算月	1月	2月	3月	4月	5月	6月
月別使用時間	472	469	401	410	362	342
計算月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
月別使用時間	312	326	348	368	416	435

ただし，閏年となる場合における3月の月別使用時間は，上表にかかわらず，415時間といたします。

(2)　従量制供給の場合の接続供給電力量

イ　過去の接続供給電力量による場合

次のいずれかによって算定いたします。ただし，協定期間または過去の電力量が計量された料金の算定期間に契約電力，契約電流または契約容量の変更があった場合は，料金の計算上区分すべき期間の日数に契約電力，契約電流または契約容量を乗じた値

の比率を勘案して算定いたします。

(ｲ) 前月または前年同月の接続供給電力量による場合

$$\frac{\text{前月または前年同月の接続供給電力量}}{\text{前月または前年同月の料金の算定期間の日数}} \times \text{協定期間の日数}$$

(ﾛ) 前3月間の接続供給電力量による場合

$$\frac{\text{前3月間の接続供給電力量}}{\text{前3月間の料金の算定期間の日数}} \times \text{協定期間の日数}$$

ロ 使用された負荷設備の容量と使用時間による場合

使用された負荷設備の容量（入力）にそれぞれの使用時間を乗じてえた値を合計した値といたします。

ハ 取替後の計量器によって計量された期間の日数が 10 日以上である場合で，取替後の計量器によって計量された接続供給電力量によるとき。

$$\frac{\text{取替後の計量器によって計量された接続供給電力量}}{\text{取替後の計量器によって計量された期間の日数}} \times \text{協定期間の日数}$$

ニ 参考のために取り付けた計量器の計量による場合

参考のために取り付けた計量器によって計量された接続供給電力量といたします。

なお，この場合の計量器の取付けは，63（計量器等の取付け）に準ずるものといたします。

ホ 公差をこえる誤差により修正する場合

$$\frac{\text{計量電力量}}{\text{100 パーセント} + (\pm\text{誤差率})}$$

なお，公差をこえる誤差の発生時期が確認できない場合は，次の月以降の接続供給電力量を対象として協定いたします。

(ｲ) 契約者の申出により測定したときは，申出の日の属する月

(ﾛ) 当社が発見して測定したときは，発見の日の属する月

(3) (1)または(2)によって接続供給電力量を定める場合，協定期間の 30 分ごとの接続供給電力量は，協定期間の接続供給電力量を協定期間における 30 分ごとの接続供給電力量として均等に配分してえられる値といたします。

ただし，(2)によって接続供給電力量を定める場合で，協定期間の接続供給電力量を計量器の時間帯区分ごとに定めるときは，協定期間における各時間帯区分ごとの接続供給電力量をそれぞれの時間帯区分の 30 分ごとの接続供給電力量として均等に配分してえられる値といたします。

(4) 発電量調整受電電力量の協定については，(2)および(3)に準ずるものといたします。

10　需要計画・調達計画・販売計画

需要計画・調達計画・販売計画の通知の期限および通知の内容は，次のとおりといたします。

<table>
<tr><td colspan="2">対象期間</td><td>年間計画
(第1年度，
第2年度)</td><td>月間計画
(翌月，翌々月)</td><td>週間計画
(翌週，翌々週)</td><td>翌々日計画</td><td>翌日計画</td><td>当日計画</td></tr>
<tr><td colspan="2">通知の期限</td><td>毎年
10月31日</td><td>毎月1日</td><td>毎週水曜日
午前10時</td><td>毎日
午前10時</td><td>毎日
午前12時</td><td>30分ごとの
実需給の
開始時刻の
1時間前</td></tr>
<tr><td rowspan="3">通知の内容</td><td>需要
想定値</td><td>各月の平日および休日の接続対象電力の最大値および最小値</td><td>各週の平日および休日の接続対象電力の最大値および最小値</td><td>電力広域的運営推進機関が指定する時刻の日ごとの接続対象電力</td><td colspan="3">30分ごとの接続対象電力量</td></tr>
<tr><td>需要想定値に対する調達計画・販売計画</td><td>各月の平日および休日の接続対象電力の最大値および最小値に対する発電契約者，契約者または需要抑制契約者ごとの調達分および販売分の計画値</td><td>各週の平日および休日の接続対象電力の最大値および最小値に対する発電契約者，契約者または需要抑制契約者ごとの調達分および販売分の計画値</td><td>電力広域的運営推進機関が指定する時刻の日ごとの接続対象電力に対する発電契約者，契約者または需要抑制契約者ごとの調達分および販売分の計画値</td><td colspan="3">30分ごとの接続対象電力量に対する発電契約者，契約者または需要抑制契約者ごとの調達分および販売分の計画値</td></tr>
<tr><td colspan="3">供給力未調達分の計画値
（自己等への電気の供給を行なう場合を除きます。）</td><td colspan="3">―</td></tr>
</table>

（注 1）需要計画・調達計画・販売計画は，当社所定の様式により提出していただきます。

（注 2）年度とは，4月1日から翌年の3月31日までの期間といたします。

（注 3）当社が供給区域の詳細な需給状況を把握する必要がある場合は，より詳細な断面を提出していただく場合があります。

（注 4）週間計画以前において，連系線の利用に係る調達計画および販売計画がある場合には，当該利用に係る調達分ごとの計画値および当該利用に係る販売分ごとの計画値を提出していただきます。

11　発電計画・調達計画・販売計画

発電計画・調達計画・販売計画の通知の期限および通知の内容は，次のとおりといたします。

<table>
<tr><td colspan="2">対象期間</td><td>年間計画
(第1年度，
第2年度)</td><td>月間計画
(翌月，翌々月)</td><td>週間計画
(翌週，翌々週)</td><td>翌々日計画</td><td>翌日計画</td><td>当日計画</td></tr>
<tr><td colspan="2">通知の期限</td><td>毎年
10月31日</td><td>毎月1日</td><td>毎週水曜日
午前10時</td><td>毎日
午前10時</td><td>毎日
午前12時</td><td>30分ごとの
実需給の
開始時刻の
1時間前</td></tr>
<tr><td rowspan="4">通知の内容</td><td>発電計画</td><td>各月の平日および休日の発電量調整受電電力の最大値および最小値</td><td>各週の平日および休日の発電量調整受電電力の最大値および最小値</td><td>電力広域的運営推進機関が指定する時刻の日ごとの発電量調整受電電力</td><td colspan="3">30分ごとの発電量調整受電電力量</td></tr>
<tr><td>調達計画・
販売計画</td><td>各月の平日および休日の発電量調整受電電力の最大値および最小値に対する契約者，発電契約者または需要抑制契約者ごとの調達分および販売分の計画値</td><td>各週の平日および休日の発電量調整受電電力の最大値および最小値に対する契約者，発電契約者または需要抑制契約者ごとの調達分および販売分の計画値</td><td>電力広域的運営推進機関が指定する時刻の日ごとの発電量調整受電電力に対する契約者，発電契約者または需要抑制契約者ごとの調達分および販売分の計画値</td><td colspan="3">30 分ごとの発電量調整受電電力量に対する契約者，発電契約者または需要抑制契約者ごとの調達分および販売分の計画値</td></tr>
<tr><td rowspan="2">発電設備等の停止計画</td><td colspan="2">作業の開始日時，作業の了日時，停止内容，その必要な項目</td><td>—</td><td colspan="3">—</td></tr>
<tr><td>—</td><td>—</td><td colspan="4">計画外作業
計画作業の変更分</td></tr>
</table>

（注 1）発電計画・調達計画・販売計画は，当社所定の様式により提出していただきます。

（注 2）年度とは，4月1日から翌年の3月31日までの期間といたします。

（注 3）当社が系統運用上必要な場合および料金の算定上必要な場合は，発電場所別の発電計画もあわせて提出していただきます。

（注 4）計画外作業および計画作業の変更分については，発生のつど，すみやかに提出していただきます。

（注 5）当社が供給区域の詳細な需給状況を把握する必要がある場合は，より詳細な断面を提出していただく場合があります。

（注 6）週間計画以前において，連系線の利用に係る調達計画および販売計画がある場合には，当該利用に係る調達分ごとの計画値および当該利用に係る販売分ごとの計画値を提出していただきます。

12　需要抑制計画・調達計画・販売計画・ベースライン

需要抑制計画・調達計画・販売計画・ベースラインの通知の期限および通知の内容は，次のとおりといたします。

<table>
<tr><td colspan="2">対象期間</td><td>年間計画
(第1年度，
第2年度)</td><td>月間計画
(翌月，翌々月)</td><td>週間計画
(翌週，翌々週)</td><td>翌々日計画</td><td>翌日計画</td><td>当日計画</td></tr>
<tr><td colspan="2">通知の期限</td><td>毎年
10月31日</td><td>毎月1日</td><td>毎週水曜日
午前10時</td><td>毎日
午前10時</td><td>毎日
午前12時</td><td>30分ごとの
実需給の
開始時刻の
1時間前</td></tr>
<tr><td rowspan="3">通知の内容</td><td>需要抑制計画</td><td>各月の平日および休日の需要抑制量調整受電電力の最大値および最小値</td><td>各週の平日および休日の需要抑制量調整受電電力の最大値および最小値</td><td>電力広域的運営推進機関が指定する時刻の日ごとの需要抑制量調整受電電力</td><td colspan="3">30分ごとの需要抑制量調整受電電力量</td></tr>
<tr><td>調達計画・販売計画</td><td>各月の平日および休日の需要抑制量調整受電電力の最大値および最小値に対する契約者，発電契約者または需要抑制契約者ごとの調達分および販売分の計画値</td><td>各週の平日および休日の需要抑制量調整受電電力の最大値および最小値に対する契約者，発電契約者または需要抑制契約者ごとの調達分および販売分の計画値</td><td>電力広域的運営推進機関が指定する時刻の日ごとの需要抑制量調整受電電力に対する契約者，発電契約者または需要抑制契約者ごとの調達分および販売分の計画値</td><td colspan="3">30分ごとの需要抑制量調整受電電力量に対する契約者，発電契約者または需要抑制契約者ごとの調達分および販売分の計画値</td></tr>
<tr><td>ベースライン</td><td>―</td><td>―</td><td>―</td><td>―</td><td>―</td><td>30分ごとの値</td></tr>
</table>

（注 1）需要抑制計画・調達計画・販売計画・ベースラインは，当社所定の様式により提出していただきます。
（注 2）年度とは，4月1日から翌年の3月31日までの期間といたします。
（注 3）当社が供給区域の詳細な需給状況を把握する必要がある場合は，より詳細な断面を提出していただく場合があります。
（注 4）週間計画以前において，連系線の利用に係る調達計画および販売計画がある場合には，当該利用に係る調達分ごとの計画値および当該利用に係る販売分ごとの計画値を提出していただきます。

13　進相用コンデンサ取付容量基準

進相用コンデンサの容量は，次のとおりといたします。

(1)　照明用電気機器

イ　けい光灯

進相用コンデンサをけい光灯に内蔵する場合の進相用コンデンサ取付容量は，次によります。

使用電圧 （ボルト）	管灯の定格消費電力 （ワット）	コンデンサ取付容量 （マイクロファラッド）
100	10	4.5
	15	5.5
	20	9
	30	11
	40	17
	60	21
	80	30
	100	36
200	40	4.5
	60	5.5
	80	7
	100	9

ロ　ネオン管灯（1次電圧100ボルトの場合といたします。）

変圧器2次電圧 （ボルト）	変圧器容量 （ボルトアンペア）	コンデンサ取付容量 （マイクロファラッド）
3,000	80	30
6,000	100	50
9,000	200	75
12,000	300	100
15,000	350	150

ハ　水 銀 灯

出　　力 （ワット）	コンデンサ取付容量（マイクロファラッド）	
	100 ボルト	200 ボルト
50 以下	30	7
100 以下	50	9
250 以下	75	15
300 以下	100	20
400 以下	150	30
700 以下	250	50
1,000 以下	300	75

(2)　誘導電動機

イ　個々にコンデンサを取り付ける場合

(イ)　単相誘導電動機

電動機定格出力	馬　　力	1／8	1／4	1／2	1
	キロワット	0.1	0.2	0.4	0.75
コンデンサ 取付容量 （マイクロファラッド）	使用電圧 100 ボルト	50	75	75	100
	使用電圧 200 ボルト	20	20	30	40

(ロ)　3 相誘導電動機（使用電圧 200 ボルトの場合といたします。）

a　トップランナーモータの基準を満たす電動機

電 動 機	馬　力	1/4	1/2	1	2	3	5	7.5	10	15	20	25	30	40	50
定格出力	キロワット	0.2	0.4	0.75	1.5	2.2	3.7	5.5	7.5	11	15	18.5	22	30	37
コンデンサ	2 極	－	－	30	40	50	75	100	150	200	250	300	300	500	600
取付容量	4 極	－	－	40	75	100	150	200	250	300	400	500	800	900	1,200
(マイクロファラッド)	6 極	－	－	50	100	100	150	300	300	500	500	700	800	1,200	1,300

b　その他の電動機

電動機定格出力	馬力	1/4	1/2	1	2	3	5	7.5	10	15	20	25	30	40	50
	キロワット	0.2	0.4	0.75	1.5	2.2	3.7	5.5	7.5	11	15	18.5	22	30	37
コンデンサ取付容量（マイクロファラッド）		15	20	30	40	50	75	100	150	200	250	300	400	500	600

ロ　一括してコンデンサを取り付ける場合

やむをえない事情によって2以上の電動機に対して一括してコンデンサを取り付ける場合のコンデンサの容量は，各電動機の定格出力に対応するイに定めるコンデンサの容量の合計といたします。

(3)　電気溶接機（使用電圧200ボルトの場合といたします。）

イ　交流アーク溶接機

溶接機最大入力（キロボルトアンペア）	3以上	5以上	7.5以上	10以上	15以上	20以上	25以上	30以上	35以上	40以上	45以上50未満
コンデンサ取付容量（マイクロファラッド）	100	150	200	250	300	400	500	600	700	800	900

ロ　交流抵抗溶接機

イの容量の50パーセントといたします。

(4)　そ　の　他

(1)，(2)および(3)によることが不適当と認められる電気機器については，機器の特性に応じて契約者と当社との協議によって定めます。

14　標準設計基準

(1)　適　　用

イ　この標準設計基準は，Ⅷ（工事費の負担）に規定する工事費の算定に適用いたします。

なお，この標準設計基準に定めのない場合は，電気設備に関する技術基準，その他の法令等にもとづき，技術上，経済上適当と認められる設計によります。この場合，その設計を標準設計といたします。

ロ　この標準設計基準によりがたい場合で特別な施設を要するときは，イにかかわらず

技術的に適当と認められる設計によるものとし，その設計を標準設計といたします。

(2)　高圧または低圧電線路

イ　一 般 基 準

(ｲ)　電圧降下の限度

高圧または低圧電線路における電圧降下の限度は，次の値を標準といたします。この場合の電線路とは，受電地点または供給地点から当社の発変電所の引出口に設置する断路器または供給用変圧器の負荷側接続点に至るまでの電線路といたします。

公称電圧 / 区　域	高圧（ボルト）	低圧（ボルト）	
	6,600	100	200
市　街　地	300	6	20
そ　の　他	600		

ただし，既設電線路を利用する場合または他の需要と同時に供給設備を施設する場合は，他の需要の電圧降下および法令で定められた電圧維持基準等を考慮して施設いたします。

(ﾛ)　経 過 地

高圧または低圧電線路の経過地は，地形その他を考慮して保守および保安に支障のない範囲において，電線路が最も経済的に施設できるよう選定いたします。

(ﾊ)　電線路の種類

高圧または低圧電線路の種類は，次の場合を除き，架空電線路を標準といたします。

a　架空電線路の施設が法令上認められない場合

b　技術上，経済上または地域的な事情により架空電線路とすることが不適当と認められる場合

c　既設電線路との関連において架空電線路とすることが不適当と認められる場合

ロ　架空電線路

(ｲ)　電線路の施設

a　高圧または低圧架空電線路は，単独の電線路の新設，他の架空電線路との併架，電線張替または負荷分割等のうち，電線路の保守および保安に支障のない範囲で，最も経済的な方法により施設いたします。

b　高圧または低圧架空電線路を単独に施設する場合は，原則として１回線といた

します。

(ロ) 支持物の種類

高圧または低圧架空電線路の支持物は,鉄筋コンクリート柱を標準といたします。ただし，山間部で運搬が困難な場合等，地形上，技術上，経済上または地域的な事情により鉄筋コンクリート柱を使用することが不適当と認められるときには，木柱等他の支持物を使用いたします。

(ハ) 径　　間

高圧または低圧架空電線路の径間は，次の値を標準といたします。ただし，周囲の状況や風圧荷重等の条件により，この径間以外の場合もあります。

施設地域	径　間（メートル）
市　街　地	20　～　40
そ　の　他	30　～　60

(ニ) 支持物の長さ

高圧または低圧架空電線路の支持物の長さは，法令で定められた電線の地表上等からの高さを確保するため，施設する電線の条数や施設方法および他の工作物との離隔等を考慮し，次の値を標準といたします。ただし，根入れ，他の工作物との離隔，装柱，積雪等の関係からこの長さ以外のものを使用する場合があります。

装柱 / 施設地域	低　圧（メートル）	高　圧（メートル）	高低圧併架（メートル）
市　街　地	10　12	13　15	13　15
そ　の　他	10　12	13　15	13　15

(ホ) が い し

高圧または低圧架空電線路を支持するためのがいしは，使用電圧に耐える絶縁性能を有し，かつ，電線の張力や風圧荷重等による機械的応力にも耐える構造のものとし，次のものを標準といたします。

使用箇所 / 電　圧		引 通 箇 所	引 留 箇 所
低圧	本　線	がいしレスラック	
	引込線	ＤＶグリップ	
高　　圧		高圧ピンがいし	高圧耐張がいし ポリマーがいし

(ﾍ)　装　　柱

a　高圧または低圧架空電線路の装柱は，複雑にならないように考慮し，高圧線については水平または縦配線，低圧線については縦配線といたします。ただし，他の工作物，樹木等との離隔距離を確保するため，特殊な装柱とする場合があります。

b　支持物の強度を補う場合は，支線，支柱等を施設いたします。

c　柱上に変圧器を施設する場合は，変台装柱または懸垂装柱といたします。

(ﾄ)　開閉器の種類および容量

a　高圧架空電線路を操作し，または保守するために必要な箇所には，手動開閉器，または自動開閉器および制御用電源を施設いたします。

b　開閉器の容量は，負荷電流および短絡電流を考慮して次の値を標準といたします。

開閉器の容量（アンペア）
300　　600

(ﾁ)　電線の種類および太さ

a　高圧または低圧架空電線路に使用する電線は，銅線またはアルミ線とし，特別な理由がある場合を除き，次によります。

(a)　高圧架空電線には，高圧絶縁電線を使用いたします。

(b)　低圧架空電線には，屋外用ビニル絶縁電線を使用いたします。ただし，低圧引込線には，引込用ビニル絶縁電線，600 ボルトビニル絶縁電線または 600 ボルトビニル絶縁ビニルシースケーブルを使用いたします。

b　電線の太さは，許容電流，短絡許容電流，電圧降下および機械的強度等を考慮して必要最小の太さのものを次の中から選定いたします。

種類 ＼ 種別	銅線		アルミ線
	単線 (導体径　ミリメートル)	より線 (導体断面積　平方ミリメートル)	より線 (導体断面積　平方ミリメートル)
低圧絶縁電線	4　5	38　60	32　58　95
低圧引込用絶縁電線	2.6　3.2	14　22　38　60 100	―
高圧絶縁電線	5	38　60　125	32　58　95　200

(リ)　柱上変圧器の容量

柱上変圧器の容量は，契約電力等に応じて必要容量の直近上位のものを次の中から選定いたします。

なお，3相負荷に対しては，Ｖ結線を標準といたします。

柱上変圧器の容量（キロボルトアンペア）
5　10　20　30　50　75　100

(ヌ)　特殊地域の施設

a　塩害発生のおそれの多い地域に施設する架空電線路の機器および材料には，耐塩構造のものを使用いたします。

b　雷雨発生のおそれの多い地域に施設する架空電線路には，その程度に応じた耐雷施設を設置いたします。

c　雪害のおそれの多い地域に施設する架空電線路には，雪害防止用の施設を設置いたします。

ハ　地中電線路

(イ)　電線路の施設

高圧または低圧地中電線路の施設方法は,原則として管路式を標準といたします。ただし，施設場所，ケーブルの条数等の条件により，他の施設方法をとることがあります。

(ロ)　地中箱の施設

地中箱は，ケーブル引入れ，引抜き，接続等の工事および点検，その他保守作業を容易に行なうため必要な箇所に施設いたします。また，地上設置機器等を施設する場合にも地中箱を施設いたします。

(ハ)　ケーブルの種類および太さ

a　高圧または低圧地中電線路に使用するケーブルは，銅線またはアルミ線とし，

特別な理由がある場合を除き，次によります。

(a) 高圧ケーブルには，6.6 キロボルト架橋ポリエチレン絶縁ビニルシースケーブルを使用いたします。

(b) 低圧ケーブルには，600 ボルトビニル絶縁ビニルシースケーブルまたは 600 ボルト架橋ポリエチレン絶縁ビニルシースケーブルを使用いたします。

b ケーブルの太さは，許容電流，短絡許容電流，電圧降下等を考慮して必要最小の太さのものを次の中から選定いたします。

種類 / 種別	銅線 (導体断面積 平方ミリメートル)	アルミ線 (導体断面積 平方ミリメートル)
低圧ケーブル	14 22 38 60 100 150 200 250	―
高圧ケーブル	38 60 100 150 200 250 325 400	100 150 250 325 400 500

(ニ) 地上設置機器の施設

使用目的および使用場所に応じ，次のとおり機器を施設いたします。

機器名	使用目的
多回路配電塔	高圧幹線の連系，変圧器塔への供給
変圧器塔	低圧のお客さま，低圧引込分岐装置への供給
低圧引込分岐装置	低圧のお客さまへの供給

(3) 特別高圧電線路

イ 一般基準

(イ) 電圧降下の限度

特別高圧電線路における電圧降下の限度は，次の値を標準といたします。この場合の電線路とは，受電地点または供給地点から当社の発変電所の引出口に設置する断路器の負荷側接続点に至るまでの電線路といたします。

公称電圧 (キロボルト)	電圧降下の限度 (キロボルト)
22	2
33	3
66	6

(ロ)　経過地等

特別高圧電線路の起点または分岐点の位置および経過地は，保守，保安および将来の土地利用計画に支障のない範囲において，電線路が最も経済的に施設できるよう選定いたします。

なお，この場合，送電線からの分岐は，系統運用上に支障のない範囲において行ないます。

(ハ)　電線路の種類

特別高圧電線路の種類は，架空電線路を標準といたします。ただし，架空電線路を施設することが法令上認められない場合，または技術上，経済上もしくは地域的な事情により不適当と認められる場合には，その他の方法によります。

ロ　架空電線路

(イ)　電線路の施設

a　特別高圧架空電線路は，単独の電線路の新設，他の架空電線路との併架または電線張替等のうち，技術的に支障のない範囲で，最も経済的な方法により施設いたします。

b　特別高圧架空電線路を単独に施設する場合は，原則として1回線といたします。

c　他の架空電線路と併架の場合の電線架線順位は，電圧の高いものを上部，電圧の低いものを下部といたします。ただし，電線にケーブルを使用する場合は，これによらない場合があります。

(ロ)　支 持 物

a　特別高圧架空電線路の支持物は，原則として鉄塔を標準といたします。

b　95平方ミリメートル鋼心アルミより線1回線の電線路には，施設場所の状況等に応じ鉄柱，パンザーマストまたは鉄筋コンクリート柱を使用する場合があります。

c　公称電圧 33 キロボルト以下の架空電線路を道路沿いに施設する場合は，原則として鉄筋コンクリート柱を使用いたします。

(ハ)　径　　間

特別高圧架空電線路の径間は，次の値を標準といたします。

支持物種類	径　間（メートル）
鉄　　塔	150　～　300
そ　の　他	70　～　180

なお，(ロ) c により施設する電線路の径間は，次の値を標準といたします。ただし，

電線および支持物に加わる風圧荷重や周囲の状況により，この径間以外の場合もあります。

施設地域	径　間（メートル）
市　街　地	20　～　40
そ　の　他	40　～　60

(ニ)　が い し

a　特別高圧架空電線路で使用するがいしは，懸垂がいしまたはラインポストがいしを標準といたします。ただし，状況により耐塩用懸垂がいし，長幹がいしを使用する場合があります。

なお，(ロ) c により施設する電線路には，引留型がいしまたは引通型がいしを標準といたします。

b　懸垂がいしの連結個数は，次の値を標準といたします。

250 ミリメートル懸垂がいしの連結個数

汚　損　区　分		A	B	C	D	E
塩分付着密度（ミリグラム／平方センチメートル）		0.0625	0.125	0.25	0.5	塩水注入
目安とする概略距離	海岸からの概略距離（キロメートル）	一般地区	10～15	3～10	0～3	海岸近傍
	発煙源からの距離（工場地域に対して）	－	工場地域周辺の比較的軽度の煤塵害地域	工場地域の周辺部		－
公　　称 電　　圧 （キロボルト）	22 33 66	2 3 5	2 3 5	2 3 6	3 3 7	3 4 9

c　その他のがいしを使用する場合は，懸垂がいしに準じて施設いたします。

d　がいしには，必要に応じてアーキングホーンを取り付けます。

(ホ) 装柱，その他

a　支持物の装柱は，電圧，電線の種類および太さ，気象条件，地形的条件ならびに用地事情等を考慮して決定いたします。

b　絶縁間隔は，次の値を標準といたします。

公　称 電　圧 (キロボルト)	標準がいし 個　数 (個)	標準絶縁 間　隔 (ミリメートル)	最小絶縁 間　隔 (ミリメートル)	ジャンパーと 腕金との間隔 (ミリメートル)
22	2	350	200	450
33	3	550	250	650
66	5	650	400	800

(ヘ) 電線の種類および太さ

a　電線の種類は，アルミ覆鋼心アルミより線を標準といたします。ただし，腐食のおそれがある場合等特別の場合には，他の適当な電線を使用することがあります。

なお，(ロ) c により施設する電線路には，原則として特別高圧絶縁電線を使用いたします。

b　電線の太さは，許容電流，電圧降下，電力損失および機械的強度等を考慮して必要最小の太さのものを次の中から選定いたします。ただし，他の支持物に併架する場合は，弛度の関係上，これによらない場合があります。

公称断面積 (平方ミリメートル)	より線構成　素線数／素線径（ミリメートル）	
	硬　ア　ル　ミ	ア　ル　ミ　覆　鋼
95	6／4.5	1／4.5
120	30／2.3	7／2.3
160	30／2.6	7／2.6
240	30／3.2	7／3.2
330	26／4.0	7／3.1
410	26／4.5	7／3.5
610	54／3.8	7／3.8

なお，(ﾛ) c により施設する電線は，許容電流，短絡許容電流，電圧降下等を考慮して必要最小の太さのものを次の中から選定いたします。

銅線公称断面積 (平方ミリメートル)	アルミ線公称断面積 (平方ミリメートル)
60　80　100　150	95　120

(ﾄ)　地 上 高

電線の最低地上高は，次の値を標準といたします。

公称電圧（キロボルト）	地上高（メートル）
22・33	6
66	7

なお，(ﾛ) c により施設する電線路の特別高圧絶縁電線の最低地上高は，8 メートルを標準といたします。

ただし，次の場合は，その状況に応じ必要な高さを保持いたします。

a　線路付近に建造物がある場合，またはその建設が予測される場合

b　積雪の多い地域

c　電線の高さが用地確保のための条件となる場合

d　道路横断箇所その他保安上必要と認められる場合

(ﾁ)　架空地線

a　支持物に鉄塔を使用する場合は，原則として架空地線を施設いたします。

b　架空地線は，次の場合を除き，亜鉛めっき鋼より線を使用いたします。

(a)　機械的強度上または電磁誘導障害対策上とくに必要がある場合

(b)　腐食のおそれがある場合

(c)　その他特別の事情がある場合

なお,その太さは,電線路の設計条件にもとづいて次の中から選定いたします。

公称断面積 (平方ミリメートル)	よ り 線 構 成 素線数／素線径 (ミリメートル)
70	7／3.5
90	7／4.0

c　雷害対策上必要な場合は，鉄塔に埋設地線を施設する場合があります。

(リ) 電力線搬送用ラインドラップの施設

搬送波の重畳されている電線路から分岐電線路を施設する場合は，原則として搬送波を阻止する電力線搬送用ラインドラップを分岐側に施設いたします。

(ヌ) そ の 他

a (ロ) c により施設する電線路には，分岐箇所に必要に応じ開閉器を施設いたします。

b (ロ) c により施設する電線路には，重要機器およびケーブルとの接続点に原則として避雷器を施設いたします。

ハ 地中電線路

(イ) 電線路の施設

特別高圧地中電線路の施設方法は，原則として管路式を標準といたします。ただし，次の場合は，他の方法とする場合があります。

a 重車両が通ることなく，かつ，再掘さくが他に支障のない構内等に施設する場合は，直接埋設式とする場合があります。

b 当該電線路を含めて多数のケーブルを同一場所に施設する場合は，暗きょ式または開きょ式とする場合があります。

(ロ) ケーブルの種類および太さ

a ケーブルの種類は，電圧，経過地，施設方法その他の条件を考慮して決定いたします。

b ケーブルの太さは，許容電流，電圧降下等を考慮して原則として次の中から選定いたします。

なお，ケーブルの許容電流は，日本電線工業会規格に準じた算定方法に施設条件を考慮して算定いたします。

公称電圧（キロボルト）	公称断面積（平方ミリメートル）
22・33	60　100　150　200　250
66	80　100　150　200　250　325　400

(ハ) 避雷器の施設

特別高圧架空電線路に接続される地中電線路には，ケーブルの保護のため，接続部に避雷器を取り付ける場合があります。

(4) 変電設備

イ 一般基準

電線路の引出口設備は，その変電所の他の設備に準じて施設いたします。

ロ 結線法

電線路の引出口設備の結線および主要機器取付台数は，次のとおりといたします。

区分		結線法	機器名	台数	備考
高圧	単母線	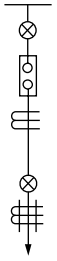	しゃ断器 断路器 変流器 零相変流器 配電盤	1 台 2 台 2 台 1 台 1 式	しゃ断器が脱着構造の場合には，断路器を省略いたします。
	補助母線付	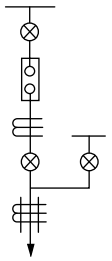	しゃ断器 断路器 変流器 零相変流器 配電盤	1 台 3 台 2 台 1 台 1 式	しゃ断器が脱着構造の場合には，断路器は1台といたします。
特別高圧	単母線	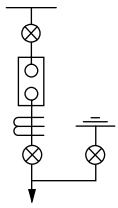	しゃ断器 断路器 変流器 配電盤	1 台 2 台 3 台 1 式	1 台は接地装置付 ただし，しゃ断器が脱着構造の場合には，断路器を省略いたします。
	2重母線	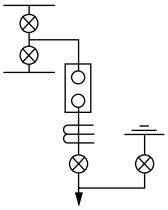	しゃ断器 断路器 変流器 配電盤	1 台 3 台 3 台 1 式	1 台は接地装置付

(凡 例)

しゃ断器	断路器	接地装置	変流器	零相変流器

ハ　しゃ断器

(イ)　しゃ断器は，当社で一般的に使用しているものの中で，その公称電圧に応じ，最大負荷電流および施工時の系統構成または将来構成されることが予定されている系統構成について計算した短絡容量から判断して，必要最小のものを次の中から選定いたします。

公称電圧 (キロボルト)	定格電圧 (キロボルト)	定 格 電 流 (アンペア)	定格しゃ断電流 (キロアンペア)	形　　式
6.6	7.2	600　1,200　2,000	12.5　20	ガス形，真空形
22・33	36	600	12.5　16　25	ガス形，真空形
66	72	800　1,200　2,000	20　25　31.5　40	ガス形，真空形

(ロ)　将来の系統構成は，5年程度先を目標といたします。

ニ　断 路 器

断路器は，当社で一般的に使用しているものの中で，その公称電圧に応じ，最大負荷電流およびその系統で必要な定格短時間耐電流から判断して，必要最小のものを次の中から選定いたします。

公称電圧 (キロボルト)	定格電圧 (キロボルト)	定 格 電 流 (アンペア)	定格短時間耐電流 (キロアンペア)	形　　式
6.6	7.2	600　1,200　2,000	12.5　20	三極単投
22・33	36	600	12.5　16　25	三極単投
66	72	800　1,200　2,000	20　25　31.5　40	三極単投

ホ　変 流 器

変流器は，当社で一般的に使用しているものの中で，その公称電圧に応じ，最大負荷電流およびその系統の事故電流から判断して，必要最小のものを選定いたします。

ヘ　配 電 盤

(イ)　配電盤には，原則として電流計，電圧計，しゃ断器操作用開閉器および運転に必要な器具を取り付けます。また，必要に応じ，電力量計および無効電力量計等を取り付けます。

なお，無人変電所の場合には，当該設備の遠隔監視制御装置を取り付けます。

(ロ)　電線路には，短絡または地絡を生じた場合に自動的に電線路をしゃ断するための必要な保護装置を取り付けます。

なお，原則として各電線路には自動再閉路継電器を施設し，必要な箇所には母線

保護継電器を取り付けます。

(5) 保安通信設備

イ 保安通信用電話設備

(イ) 一般基準

a 施設基準

保安通信用電話設備は，原則として，特別高圧により受電または供給する場合に法令の定めるところにより施設いたします。

なお，回線数は，原則として1回線といたします。

b 通信方式および伝送媒体

保安通信用電話設備は,当該供給設備の保安上の重要度および経済性を考慮し，原則として，次の中から最も妥当な方式および媒体により施設いたします。

通信方式	伝送媒体
架空通信線路	メタル
	光ファイバ
地中通信線路	メタル
	光ファイバ
光ファイバ複合架空地線	光ファイバ
電力線搬送	電力線

c 経過地

通信線路の経過地は，地形その他を考慮して保守および保安に支障のない範囲において，通信線路が最も経済的に施設できるよう選定いたします。

(ロ) 架空通信線路

a 通信線路の施設

架空通信線路は，公称電圧 33 キロボルト以下の架空電線路への添架または他の架空通信線への共架により施設いたします。ただし，技術上，経済上適当でない場合は，通信線路を単独に施設する場合があります。

b 通信線の種類

架空通信線は，原則として次から選定いたします。

種　　類	仕　　様
メタル通信ケーブル	ポリエチレン絶縁ビニルシースケーブル
光ファイバケーブル	石英系シングルモード光ファイバ

なお，心線数（対数）は障害対応用の予備心線を確保したうえで，必要最小限といたします。

c　搬送端局装置

(a)　搬送端局装置を設置することといたします。ただし，通信線をメタル通信ケーブルとした場合で，技術的に適当と認められるときは設置しないことといたします。

(b)　装置電源は，原則として停電時のバックアップ付きといたします。

(c)　伝送容量は，必要最小限といたします。

(ハ)　地中通信線路

a　通信線路の施設

地中通信線路の施設方法は，管路式といたします。ただし，車両通行がなく，かつ，再掘さくが可能な場合には，直接埋設式とすることがあります。

b　通信線の種類

(ロ) b に準じます。ただし，直接埋設とする場合はポリエチレン絶縁ポリエチレンシースケーブルまたは鋼帯がい装付きといたします。

c　搬送端局装置

(ロ) c に準じます。

(ニ)　光ファイバ複合架空地線

a　通信線路の施設

光ファイバ複合架空地線の施設方法は，(3)ロ(チ)に準じます。

b　通信線の種類

架空地線と石英系シングルモード光ファイバを複合したものといたします。

なお，心線数は障害対応用の予備心線を確保したうえで，必要最小限といたします。

c　搬送端局装置

(a)　搬送端局装置を設置することといたします。

(b)　装置電源は，原則として停電時のバックアップ付きといたします。

(c)　伝送容量は，必要最小限といたします。

(ホ)　電力線搬送

a　結合方式

電力線搬送設備の電線路との結合方式は，原則として線間結合方式といたします。

なお，塩害のおそれがある地域に施設する結合コンデンサは，耐塩用がい管を

使用いたします。

b　搬送端局装置

(a)　装置電源は，原則として停電時のバックアップ付きといたします。

(b)　伝送容量は，必要最小限といたします。

ロ　電話設備以外の保安通信設備

電力系統の保護および運用上必要な場合は,系統保護用設備等を施設するものとし,イの基準を準用いたします。

ハ　保 安 装 置

保安装置は，保安上必要な限度において施設いたします。

15　スポットネットワーク方式の工事費の算式

70（供給地点への供給設備の工事費負担金）(1)ロ(イ)a(c)の工事費の算定は，次の算式によります。

$$\text{工事費相当額} \times \text{工事こう長} \times \frac{1}{100} \times \frac{\text{新増加接続送電サービス契約電力}}{\text{利用回線数} - 1}$$

この場合，工事費相当額は，次のとおりといたします。

70(供給地点への供給設備の工事費負担金)(1)ロ(イ)a(b)の工事費単価 ×｛ 100パーセント ＋ 20パーセント ×（利用回線数 － 1)｝

託送供給等約款別冊

系 統 連 系 技 術 要 件

令和７年４月１日実施

北海道電力ネットワーク株式会社

目　　次

Ⅰ　総　　則

1　目　　的 …… 1

2　適用の範囲 …… 1

3　協　　議 …… 1

Ⅱ　低圧配電系統との連系に必要な技術要件

Ⅱ-1　発電設備等の連系に必要な技術要件

4　電気方式 …… 2

5　運転可能周波数・並列時許容周波数 …… 2

6　力　　率 …… 3

7　高　調　波 …… 3

8　需給バランス制約による発電設備等の出力の抑制 …… 3

9　送電容量制約による発電設備等の出力の抑制 …… 4

10　不要解列の防止 …… 4

11　保護装置の設置 …… 7

12　保護装置の設置場所 …… 8

13　解列箇所 …… 8

14　保護リレーの設置相数 …… 9

15　発電機運転制御装置の付加 …… 9

16　接地方式 …… 9

17　直流流出防止変圧器の設置 …… 9

18　電圧変動 …… 10

19　短絡容量 …… 12

20　過電流引き外し素子を有する遮断器の設置 …… 12

21　発電設備等の種類 …… 12

22　サイバーセキュリティ対策 …… 12

23　発電機諸元 …… 13

Ⅱ-2　需要設備の連系に必要な技術要件

24　力　　率 …… 15

25　保護装置等の設置 …… 15

Ⅲ　高圧配電系統との連系に必要な技術要件

Ⅲ-1　発電設備等の連系に必要な技術要件

26　電　気　方　式 …… 16
27　運転可能周波数・並列時許容周波数 …… 16
28　力　　率 …… 17
29　高　　調　　波 …… 17
30　需給バランス制約による発電設備等の出力の抑制 …… 17
31　送電容量制約による発電設備等の出力の抑制 …… 18
32　不要解列の防止 …… 18
33　保護装置の設置 …… 20
34　保護装置の設置場所 …… 22
35　解　列　箇　所 …… 22
36　保護リレーの設置相数 …… 22
37　自動負荷制限 …… 22
38　線路無電圧確認装置の設置 …… 23
39　発電機運転制御装置の付加 …… 23
40　接　地　方　式 …… 24
41　直流流出防止変圧器の設置 …… 24
42　電　圧　変　動 …… 24
43　短　絡　容　量 …… 26
44　発電機定数・諸元 …… 27
45　昇圧用変圧器 …… 29
46　連　絡　体　制 …… 30
47　バンク逆潮流の制限 …… 30
48　サイバーセキュリティ対策 …… 30

Ⅲ-2　需要設備の連系に必要な技術要件

49　電　気　方　式 …… 31
50　力　　率 …… 31
51　高　　調　　波 …… 31
52　電圧変動対策 …… 32
53　保護装置等の設置 …… 32
54　サイバーセキュリティ対策 …… 33

Ⅳ　特別高圧系統との連系に必要な技術要件

Ⅳ-1　発電設備等の連系に必要な技術要件

55　電　気　方　式 …… 34
56　運転可能周波数・並列時許容周波数 …… 34
57　力　　率 …… 35
58　高　　調　　波 …… 35
59　需給バランス制約による発電設備等の出力の抑制 …… 35
60　送電容量制約による発電設備等の出力の抑制 …… 36
61　不要解列の防止 …… 36
62　保護装置の設置 …… 38
63　再 閉 路 方 式 …… 42
64　保護装置の設置場所 …… 42
65　解　列　箇　所 …… 42
66　保護リレーの設置相数 …… 43
67　自動負荷制限および発電抑制 …… 43
68　線路無電圧確認装置の設置 …… 44
69　発電機運転制御装置の付加 …… 44
70　中性点接地装置の付加と電磁誘導障害防止対策の実施 …… 48
71　直流流出防止変圧器の設置 …… 49
72　電　圧　変　動 …… 49
73　出　力　変　動 …… 50
74　短絡電流および地絡電流対策 …… 51
75　発電機定数・諸元 …… 51
76　昇圧用変圧器 …… 56
77　連　絡　体　制 …… 57
78　電気現象記録装置 …… 59
79　サイバーセキュリティ対策 …… 59

Ⅳ-2　需要設備の連系に必要な技術要件

80　電　気　方　式 …… 59
81　力　　率 …… 59
82　高　　調　　波 …… 59
83　電圧フリッカ …… 61
84　電 圧 不 平 衡 …… 61

85　電圧変動対策 …… 61
86　保　護　協　調 …… 61
87　保護装置の設置 …… 62
88　連　絡　体　制 …… 62
89　サイバーセキュリティ対策 …… 63

Ⅰ　総　　則

1　目　　的

この系統連系技術要件は，託送供給等約款 8（契約の要件）にもとづき，発電者および需要者の電気設備を，当社電力系統（以下，Ⅰ〔総則〕において，「系統」といいます。）に連系することを可能とするために必要となる技術要件を示したものです。

2　適 用 の 範 囲

この系統連系技術要件は，発電者の発電設備および蓄電池（以下，「発電設備等」といいます。）ならびに需要設備，または需要者の需要設備を系統に連系する場合に適用いたします。ただし，需要者が需要場所内において発電設備等を系統に連系する場合または契約者が事業場所内の発電設備等もしくは需要設備を系統に連系する場合についても，この系統連系技術要件を適用いたします。

なお，既に系統に連系している発電設備等であっても，当該設備のリプレース時やパワーコンディショナー等の装置切替時または系統運用に支障をきたすおそれがある場合（リレー整定値等の設定変更必要時等をいいます。）には，この系統連系技術要件を適用いたします。

また，33kV スポットネットワーク配電線に発電設備等を連系することはできませんが，需要設備を連系する場合は別途協議させていただきます。

3　協　　議

この系統連系技術要件は，系統に連系する場合の技術要件であり，実際の連系にあたっては，この系統連系技術要件に定めのない事項も含め，個別に協議させていただきます。

Ⅱ　低圧配電系統との連系に必要な技術要件

発電設備等および需要設備を，当社の低圧配電系統（以下，Ⅱ〔低圧配電系統との連系に必要な技術要件〕において，「系統」といいます。）に連系する場合は，法令等で定める技術基準に加え，以下の項目について遵守していただきます。

Ⅱ－1　発電設備等の連系に必要な技術要件

4　電　気　方　式

発電設備等の電気方式は，次の場合を除き，連系する系統の電気方式（交流単相 2 線式・単相 3 線式・三相 3 線式）と同一としていただきます。

(1)　最大使用電力に比べ発電設備等の容量が非常に小さく，相間の不平衡による影響が実態上問題とならない場合

(2)　単相 3 線式の系統に単相 2 線式 200V の発電設備等を連系する場合で，受電地点の遮断器を開放したとき等に負荷の不平衡により生じる過電圧に対して逆変換装置を停止する対策，または発電設備等を解列する対策を行なう場合

5　運転可能周波数・並列時許容周波数

(1)　運転可能周波数

発電設備等の連続運転可能周波数および運転可能周波数は，次のとおりとしていただきます。

イ　連続運転可能周波数は，48.5Hz をこえ 50.5Hz 以下

ロ　運転可能周波数は，47.5Hz 以上 51.5Hz 以下

なお，周波数低下時の運転継続時間は，48.5Hz では 10 分程度以上，48.0Hz では 1 分程度以上としていただきます。また，周波数低下リレーの整定値は，原則として，事故時運転継続要件（以下，「FRT 要件」といいます。）の適用を受ける発電設備等は 47.5Hz，それ以外は 48.5Hz とし，検出時限は自動再閉路時間と協調がとれる範囲の最大値としていただきます（協調がとれる範囲の最大値：2 秒）。

ただし，逆変換装置を用いた発電設備等で FRT 要件非適用の設備については，これによらないものといたします。

(2)　並列時許容周波数

系統周波数を適正値に維持する必要があるため，並列時の周波数は並列時許容周波数

以内としていただきます。

なお，並列時許容周波数は，標準周波数＋0.1Hz 以下（設定可能範囲：標準周波数＋0.1～1.0Hz）とします。ただし，離島等系統固有の事由等により個別に協議させていただく場合があります。

6 力　　率

発電者の受電地点における力率は，連系する系統の電圧を適切に維持するため，原則として系統側からみて遅れ力率 85%以上とするとともに，進み力率とならないようにしていただきます。

なお，電圧上昇を防止するうえでやむをえない場合には，受電地点の力率を系統側からみて遅れ力率 80%まで制御できるものといたします。

7 高　調　波

逆変換装置（二次励磁発電機の系統側変換装置を含みます。）を用いた発電設備等を設置する場合は，逆変換装置本体（フィルターを含みます。）の高調波流出電流を総合電流歪率 5%以下，各次電流歪率 3%以下としていただきます。

8 需給バランス制約による発電設備等の出力の抑制

(1) 逆潮流のある発電設備等のうち，太陽光発電設備および風力発電設備ならびに蓄電池には，当社の求めに応じて，当社からの遠隔制御により 0%から 100%の範囲（1%刻み）で出力（自家消費分を除くことも可能）の抑制ができる機能を有する逆変換装置やその他必要な設備を設置する等の対策を実施していただきます。

なお，ウィンドファームとしての運用がない風力発電所やウィンドファームコントローラーがない風力発電所については，技術的制約を踏まえ個別協議とさせていただきます。

(2) 逆潮流のある火力発電設備およびバイオマス発電設備（再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則〔平成 24 年経済産業省令第 46 号，以下，「再生可能エネルギー特別措置法施行規則」といいます。〕に定める地域資源バイオマス発電設備であって，燃料貯蔵や技術に由来する制約等により出力の抑制が困難なものを除きます。）は，発電出力を技術的に合理的な範囲で最大限抑制し，その最低出力を発電端の定格出力に対して，火力発電設備（混焼バイオマス発電設備を含みます。）については多くとも 30%以下，バイオマス発電設備については多くとも 50%以下に抑制するために必要な機能を具備していただきます。

なお，停止による対応も可能とします。

また，自家消費を主な目的とした発電設備等については，個別の事情を踏まえ対策の内容を協議させていただきます。実証設備の実証期間中の扱いについては，技術的制約を踏まえ個別に協議させていただき，実証期間終了後は，再協議させていただきます。

9　送電容量制約による発電設備等の出力の抑制

逆潮流のある発電設備等のうち 10kW 以上の設備には，当社の求めに応じて，当社からの遠隔制御により，送電容量制約による出力の抑制ができる機能を有する装置やその他必要な装置を設置する等の対策を行なっていただきます。

10　不要解列の防止

(1)　保 護 協 調

発電設備等の故障または系統の事故時に，事故の除去，事故範囲の局限化等を行なうために次の考え方にもとづいて，保護協調を図ることを目的に，適正な保護装置を設置していただきます。

イ　発電設備等の異常および故障に対しては，確実に検出・除去し，連系する系統に事故を波及させないために，発電設備等を即時に解列すること。

ロ　連系する系統の事故に対しては，迅速かつ確実に，発電設備等が解列すること。

ハ　上位系統事故時等，連系する系統の電源が喪失した場合にも発電設備等が高速に解列し，一般需要家を含むいかなる部分系統においても単独運転が生じないこと。

ニ　事故時の再閉路時に，発電設備等が連系する系統から確実に解列されていること。

ホ　連系する系統以外の事故時には，発電設備等は解列しないこと。

(2)　事故時運転継続

系統事故による広範囲の瞬時電圧低下や周波数変動等により，発電設備等の一斉解列や出力低下継続等が発生し，系統全体の電圧・周波数維持に大きな影響を与えることを防止するため，発電設備等の種別ごとに定められる FRT 要件を満たしていただきます。

なお，満たすべき FRT 要件は表Ⅱ－1（発電設備等の種別ごとの FRT 要件）および図Ⅱ－1（FRT 要件のイメージ〔太陽光発電設備を例に記載〕）のとおりといたします。

表Ⅱ－1　発電設備等の種別ごとの FRT 要件

発電設備等			電圧低下			周波数変動（運転継続）
			残電圧 20%以上（運転継続）	残電圧 20%未満（運転継続またはゲートブロック）	残電圧 52%以上・位相変化 41 度以下（運転継続）	50Hz 系統
単相	太陽光		・電圧低下継続時間 1.0 秒以下 ・電圧復帰後 0.1 秒以内に電圧低下前の出力の 80%以上の出力まで復帰	・電圧低下継続時間 1.0 秒以下 ・電圧復帰後 0.2 秒以内に電圧低下前の出力の 80%以上の出力まで復帰	・電圧低下継続時間 1.0 秒以下 ・電圧復帰後 0.1 秒以内に電圧低下前の出力の 80%以上の出力まで復帰	・ステップ状に＋0.8Hz，3 サイクル間継続 ・ランプ状の±2Hz/秒 (周波数上限)51.5Hz (周波数下限)47.5Hz
	風力		・電圧低下継続時間 1.0 秒以下 ・電圧復帰後 1.0 秒以内に電圧低下前の出力の 80%以上の出力まで復帰	・電圧低下継続時間 1.0 秒以下 ・電圧復帰後 1.0 秒以内に電圧低下前の出力の 80%以上の出力まで復帰	・電圧低下継続時間 1.0 秒以下 ・電圧復帰後 1.0 秒以内に電圧低下前の出力の 80%以上の出力まで復帰	・ステップ状に＋0.8Hz，3 サイクル間継続 ・ランプ状の±2Hz/秒 (周波数上限)51.5Hz (周波数下限)47.5Hz
	蓄電池		・電圧低下継続時間 1.0 秒以下 ・電圧復帰後 0.1 秒以内に電圧低下前の出力の 80%以上の出力まで復帰（逆電力リレーが設置される場合は出力電力特性と逆電力リレーの協調を図るため，0.4 秒以内の復帰としてもよい。）	・電圧低下継続時間 1.0 秒以下 ・電圧復帰後 1.0 秒以内に電圧低下前の出力の 80%以上の出力まで復帰	・電圧低下継続時間 1.0 秒以下 ・電圧復帰後 0.1 秒以内に電圧低下前の出力の 80%以上の出力まで復帰（逆電力リレーが設置される場合は出力電力特性と逆電力リレーの協調を図るため，0.4 秒以内の復帰としてもよい。）	・ステップ状に＋0.8Hz，3 サイクル間継続 ・ランプ状の±2Hz/秒 (周波数上限)51.5Hz (周波数下限)47.5Hz
	燃料電池		・電圧低下継続時間 0.3 秒以下 ・電圧復帰後 1.0 秒以内に電圧低下前の出力の 80%以上の出力まで復帰	・電圧低下継続時間 0.3 秒以下 ・電圧復帰後 1.0 秒以内に電圧低下前の出力の 80%以上の出力まで復帰	・電圧低下継続時間 0.3 秒以下 ・電圧復帰後 1.0 秒以内に電圧低下前の出力の 80%以上の出力まで復帰	・ステップ状に＋0.8Hz，3 サイクル間継続 ・ランプ状の±2Hz/秒 (周波数上限)51.5Hz (周波数下限)47.5Hz
	ガスエンジン	単機出力 2kW 未満	・電圧低下継続時間 0.3 秒以下 ・電圧復帰後 1.0 秒以内に電圧低下前の出力の 80%以上の出力まで復帰	・電圧低下継続時間 0.3 秒以下 ・電圧復帰後 1.0 秒以内に電圧低下前の出力の 80%以上の出力まで復帰	・電圧低下継続時間 0.3 秒以下 ・電圧復帰後 1.0 秒以内に電圧低下前の出力の 80%以上の出力まで復帰	・ステップ状に＋0.8Hz，3 サイクル間継続 ・ランプ状の±2Hz/秒 (周波数上限)51.5Hz (周波数下限)47.5Hz
		単機出力 2kW 以上 10kW 未満※				

※発電機能を備えたガスエンジン（空調を主目的としたもの）を除く

<table>
<tr><th colspan="3" rowspan="2">発電設備等</th><th colspan="3">電圧低下</th><th>周波数変動
（運転継続）</th></tr>
<tr><th>残電圧 20%以上
（運転継続）</th><th>残電圧 20%未満
（運転継続または
ゲートブロック）</th><th>残電圧 52%以上・
位相変化 41 度以下
（運転継続）</th><th>50Hz 系統</th></tr>
<tr><td rowspan="2">単相</td><td rowspan="2">複数直流入力システム</td><td>太陽光
＋蓄電池</td><td>・電圧低下継続時間 1.0 秒以下
・電圧復帰後 0.1 秒以内に電圧低下前の出力の 80%以上の出力まで復帰（逆電力リレーが設置される場合は出力電力特性と逆電力リレーの協調を図るため，0.4 秒以内の復帰としてもよい。また，負荷追従制御〔構内の負荷電力に応じて出力制御〕状態にて復帰動作する場合は，出力復帰中の過渡的な逆潮流による蓄電池動作の停止を防止するため，0.4 秒以内としてもよい。）</td><td>・電圧低下継続時間 1.0 秒以下
・電圧復帰後 1.0 秒以内に電圧低下前の出力の 80%以上の出力まで復帰</td><td>・電圧低下継続時間 1.0 秒以下
・電圧復帰後 0.1 秒以内に電圧低下前の出力の 80%以上の出力まで復帰（逆電力リレーが設置される場合は出力電力特性と逆電力リレーの協調を図るため，0.4 秒以内の復帰としてもよい。また，負荷追従制御〔構内の負荷電力に応じて出力制御〕状態にて復帰動作する場合は，出力復帰中の過渡的な逆潮流による蓄電池動作の停止を防止するため，0.4 秒以内としてもよい。）</td><td>・ステップ状に＋0.8Hz，3 サイクル間継続
・ランプ状の±2Hz/秒
(周波数上限)51.5Hz
(周波数下限)47.5Hz</td></tr>
<tr><td>燃料電池
＋蓄電池

ガスエンジン＋蓄電池</td><td>・電圧低下継続時間 0.3 秒以下
・電圧復帰後 1.0 秒以内に電圧低下前の出力の 80%以上の出力まで復帰</td><td>・電圧低下継続時間 0.3 秒以下
・電圧復帰後 1.0 秒以内に電圧低下前の出力の 80%以上の出力まで復帰</td><td>・電圧低下継続時間 0.3 秒以下
・電圧復帰後 1.0 秒以内に電圧低下前の出力の 80%以上の出力まで復帰</td><td>・ステップ状に＋0.8Hz，3 サイクル間継続
・ランプ状の±2Hz/秒
(周波数上限)51.5Hz
(周波数下限)47.5Hz</td></tr>
<tr><td rowspan="5">三相</td><td>太陽光</td><td rowspan="4">高圧三相に準ずる</td><td rowspan="4">高圧三相に準ずる</td><td rowspan="4">高圧三相に準ずる</td><td rowspan="4">高圧三相に準ずる</td></tr>
<tr><td>蓄電池</td></tr>
<tr><td>燃料電池</td></tr>
<tr><td>ガスエンジン</td></tr>
<tr><td>風力</td><td>・電圧低下継続時間 0.3 秒以下
・電圧復帰後 1.0 秒以内に電圧低下前の出力の 80%以上の出力まで復帰</td><td>・電圧低下継続時間 0.3 秒以下
・電圧復帰後 1.0 秒以内に電圧低下前の出力の 80%以上の出力まで復帰</td><td>・電圧低下継続時間 0.3 秒以下
・電圧復帰後 1.0 秒以内に電圧低下前の出力の 80%以上の出力まで復帰</td><td>・ステップ状に＋0.8Hz，3 サイクル間継続
・ランプ状の±2Hz/秒
(周波数上限)51.5Hz
(周波数下限)47.5Hz</td></tr>
</table>

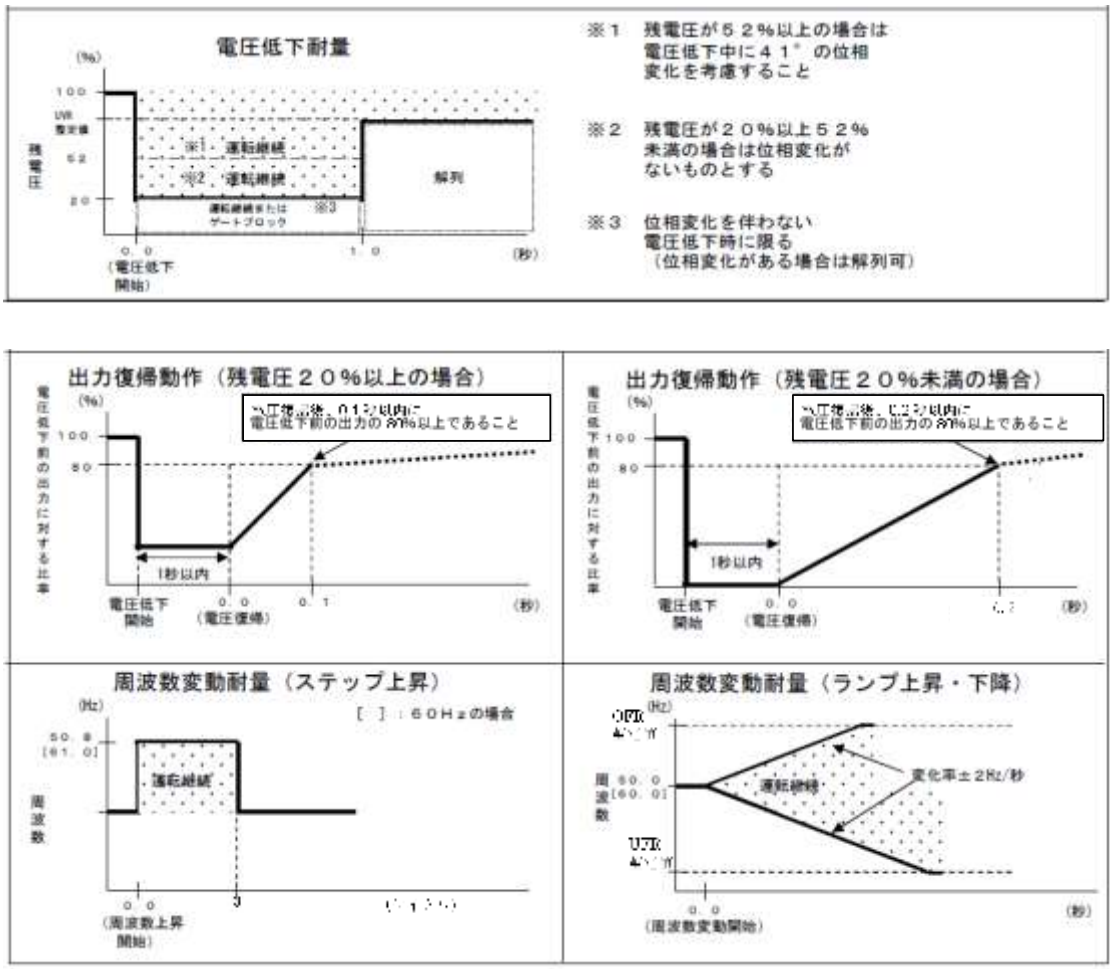

図Ⅱ－1　FRT 要件のイメージ（太陽光発電設備を例に記載）

11　保護装置の設置

(1)　発電設備等故障対策

発電設備等故障時の系統保護のため，次に示す保護リレーを設置していただきます。ただし，発電設備等自体の保護装置により，検出できる場合は省略できることといたします。

イ　発電設備等の発電電圧が異常に上昇した場合に，これを検出し時限をもって解列するための過電圧リレーを設置すること。

ロ　発電設備等の発電電圧が異常に低下した場合に，これを検出し時限をもって解列するための不足電圧リレーを設置すること。

(2)　系統側短絡事故対策

連系する系統における短絡事故時の保護のため，次に示す保護リレーを設置していただきます。

イ　同期発電機の場合は，連系する系統における短絡事故を検出し，発電設備を解列す

るための短絡方向リレーを設置すること。ただし，発電設備の故障対策用不足電圧リレーまたは過電流リレーにより，連系する系統の短絡事故が検出できる場合は，これにより代用できるものといたします。

ロ　誘導発電機，二次励磁発電機または逆変換装置を用いた発電設備等の場合は，連系する系統の短絡事故時に発電設備等の電圧低下を検出し，発電設備等を解列するための不足電圧リレーを設置すること。

(3)　高低圧混触事故対策

連系する系統の高低圧混触事故を検出し，発電設備等を解列するための受動的方式等の単独運転検出機能を有する装置等を設置していただきます。

(4)　構内設備故障対策

発電設備等構内の故障に対しては，25（保護装置等の設置）に準じた対策を実施していただきます。

(5)　単独運転防止対策

単独運転防止のため，過電圧リレー，不足電圧リレー，周波数上昇リレー，周波数低下リレーおよび次のすべての条件を満たす受動的方式と能動的方式を組み合わせた単独運転検出機能を有する装置を設置していただきます。

なお，単独運転検出機能の整定値例は，系統連系規程によるものといたします。

イ　連系する系統のインピーダンスや負荷状況等を考慮し，確実に単独運転を検出できること。

ロ　頻繁な不要解列を生じさせないこと。

ハ　能動信号は，系統への影響が実態上問題とならないこと。

12　保護装置の設置場所

保護リレーは，受電地点または故障の検出が可能な場所に設置していただきます。

13　解　列　箇　所

保護装置が動作した場合の解列箇所は，原則として，系統から発電設備等を解列することができる次のいずれかの箇所としていただきます。

なお，当社から解列箇所を指定させていただく場合があります。

(1)　機械的な解列箇所 2 箇所

(2)　機械的な解列箇所 1 箇所と逆変換装置のゲートブロック

(3)　発電設備等連絡用遮断器

14　保護リレーの設置相数

保護リレーの設置相数は，次のとおりとしていただきます。

(1)　過電圧リレーは，単相 2 線式においては 1 相，単相 3 線式および三相 3 線式については 2 相に設置すること。

なお，単相 3 線式では中性線と両電圧線間とすること。

(2)　不足電圧リレーおよび短絡方向リレーは，単相 2 線式においては 1 相，単相 3 線式においては 2 相，三相 3 線式については 3 相に設置すること。

なお，単相 3 線式では中性線と両電圧線間とすること。

(3)　周波数上昇リレー，周波数低下リレーおよび逆電力リレーは，1 相に設置すること。

(4)　逆充電検出の場合は，次のとおりとする。

イ　不足電力リレーは，単相 2 線式においては 1 相，単相 3 線式においては 2 相，三相 3 線式については 3 相に設置すること。

なお，単相 3 線式では中性線と両電圧線間，三相 3 線式では単相負荷がなければ三相電力の合計とできます。

ロ　不足電圧リレーは，単相 2 線式においては 1 相，単相 3 線式および三相 3 線式については 2 相に設置すること。

なお，単相 3 線式では中性線と両電圧線間とすること。

15　発電機運転制御装置の付加

周波数調整のための出力低下防止機能として，火力発電設備およびコージェネレーション（ガスタービン・ガスエンジンを採用したコージェネレーションを除きます。）は，周波数 48.5Hz までは発電機出力を低下しない，周波数 48.5Hz 以下については，1Hz 低下するごとに 5%以内の出力低下に抑える，または，一度出力低下しても回復する機能もしくは装置を具備していただきます。

なお，周波数変動に鋭敏な負荷設備や，構内設備（発電用所内電源を除きます。）への電源供給維持のため，自立運転に移行する必要がある自家用発電設備等については，対策内容を協議させていただきます。

16　接　地　方　式

接地方式は，連系する系統に適合した方式としていただきます。

17　直流流出防止変圧器の設置

逆変換装置を用いて発電設備等を連系する場合は，逆変換装置から直流が系統へ流出す

ることを防止するために,受電地点と逆変換装置との間に変圧器(単巻変圧器を除きます。)を設置していただきます。

なお，設置する変圧器は，直流流出防止専用とする必要はありません。また，次のすべての条件を満たす場合は，変圧器の設置を省略することができます。

(1) 逆変換装置の交流出力側で直流を検出し，交流出力を停止する機能を有すること。

(2) 逆変換装置の直流回路が非接地であること，または逆変換装置に高周波変圧器を用いていること。

18 電 圧 変 動

(1) 常時電圧変動対策

連系する系統における低圧需要家の電圧を適正値(標準電圧100Vに対しては101±6V,標準電圧 200V に対しては 202±20V）以内に維持する必要があります。なお，電圧規制点は構内負荷機器への影響を考慮し，原則として受電点とします。ただし，系統側の電圧が電圧上限値に近い場合，発電設備等からの逆潮流の制限により発電電力量が低下する場合は，当該発電設備等設置者以外の低圧需要家への供給電圧が適正値を逸脱するおそれがないことを条件として，電圧規制点を引込柱とします。発電設備等の逆潮流により低圧需要家の電圧が適正値を逸脱するおそれがあるときは，進相無効電力制御機能または出力制御機能により自動的に電圧を調整する対策を行なっていただきます。

なお，これにより対応できない場合は，配電線増強等の対策を行ないます。

また，発電設備等のパワーコンディショナーは逆潮流による電圧上昇を抑制する対策として，次に示す対策を行なっていただきます。

イ 発電設備等のパワーコンディショナーに，適正電圧範囲内で常に一定の力率（80%～100%〔1%刻み〕）で進相運転を行なう機能（力率一定制御）を有するものを用いること。

ロ 太陽光発電設備（複数直流入力の発電設備を含みます。）については，現時点における標準的な力率値 95%に設定すること。ただし，連系点の潮流が順潮流状態の時は，力率を 100%に制御してもよい。

なお，高圧配電線等の系統状況により個別に力率値を指定する場合には，力率値を変更すること。

(2) 瞬時電圧変動対策

発電設備等の並解列時の瞬時電圧変動は常時電圧の 10%以内とし，次に示す対策を行なっていただきます。

イ 自励式の逆変換装置を用いた発電設備等の場合は，自動的に同期する機能を有する

ものを用いること。

ロ　他励式の逆変換装置を用いた発電設備等の場合で，並列時の瞬時電圧低下により系統の電圧が常時電圧から 10%をこえて逸脱するおそれがあるときには，限流リアクトル等を設置すること。

ハ　同期発電機の場合は，制動巻線付きのもの（制動巻線を有しているものと同等以上の乱調防止効果を有する制動巻線付きでない同期発電機を含みます。）とするとともに自動同期検定装置を設置すること。

ニ　二次励磁制御巻線形誘導発電機の場合は，自動同期検定機能を有するものを用いること。

ホ　誘導発電機の場合で，並列時の瞬時電圧低下により系統の電圧が常時電圧から 10%をこえて逸脱するおそれがあるときは，限流リアクトル等を設置すること。

なお，これにより対応できない場合には，同期発電機を用いる等の対策を行なうこと。

ヘ　発電設備等の出力変動や頻繁な並解列が問題となる場合は，出力変動の抑制や並解列の頻度を低減する対策を行なうこと。

(3)　電圧フリッカ対策

発電設備等を設置する場合で，発電設備等の頻繁な並解列や出力変動，単独運転検出機能（能動的方式）による電圧フリッカにより適正値を逸脱するおそれがあるときは，次に示す電圧フリッカ対策等を行なっていただきます。

イ　風力発電設備等の頻繁な並解列により電圧フリッカが適正値を逸脱するおそれがあるときには，静止型無効電力補償装置（以下，「SVC」といいます。）の設置やサイリスタ等によるソフトスタート機能を有する装置の設置，配電線の太線化等による系統インピーダンスの低減等の対策を行なうこと。

なお，これにより対応できない場合には，配電線の増強等を行なうか，専用線による連系とすること。

ロ　風力発電設備等の出力変動により電圧フリッカが適正値を逸脱するおそれがあるときには，SVC 等の設置や配電線の太線化等による系統インピーダンスの低減等の対策を行なうこと。

なお，これにより対応できない場合には，配電線の増強等を行なうか，専用線による連系とすること。

ハ　単独運転検出機能（能動的方式）による電圧フリッカにより適正値を逸脱するおそれがあるとき（新型能動的方式を具備する場合等）は，発生する電圧フリッカの電圧変動周期にかかわらず無効電力発振の予兆を検出して無効電力の注入を一時的に停止

する機能を有する装置の設置等の対策を行なうこと。

また，単独運転検出機能（能動的方式）による電圧フリッカにより，系統運用に支障が発生した場合または発生するおそれがある場合には，発電設備等設置者は，当社と協議のうえ，単独運転検出に影響のない範囲で，周波数フィードバックゲインや無効電力の注入量の上下限値の変更等により，配電線に注入する無効電力の注入量を低減する等の対策を講じること。

なお，ソフトウェア改修不可等で対応できない場合については，機器取替や対応時期等を含めて個別協議とすること。

［対策要否の判定基準例］

受電点における電圧フリッカレベル（ΔV_{10}）を 0.45V 以下（当該設備のみの場合は，0.23V 以下）に維持する。

19 短 絡 容 量

発電設備等の連系により系統の短絡容量が他者の遮断器の遮断容量等を上回るおそれがある場合は，短絡電流を制限する装置（限流リアクトル等）を設置していただきます。

20 過電流引き外し素子を有する遮断器の設置

単相 3 線式の電気方式に連系する場合であって，負荷の不平衡と発電設備等の逆潮流により中性線に負荷線以上の過電流が生じるおそれがあるときは，発電設備等および負荷設備等の並列点よりも系統側に，3 極に過電流引き外し素子を有する遮断器を設置していただきます。

21 発電設備等の種類

逆潮流ありの連系とすることができる発電設備等は，逆変換装置を用いた発電設備等に限ります。ただし，逆変換装置を用いない場合でも，逆変換装置を用いた連系の場合と同等の単独運転検出および解列ができ，他の需要家へ影響を及ぼすおそれがない場合に限り，逆潮流ありの連系とすることができます。

22 サイバーセキュリティ対策

自家用電気工作物（発電事業の用に供するものおよび小規模事業用電気工作物を除きます。）に係る遠隔監視システムおよび制御システムは，自家用電気工作物に係るサイバーセキュリティの確保に関するガイドラインに準拠した対策を講じていただきます。

上記以外の発電設備等については，サイバー攻撃による発電設備等の異常動作を防止し，

または発電設備等がサイバー攻撃を受けた場合にすみやかな異常の除去，影響範囲の局限化等を行なうために次のとおり,適切なサイバーセキュリティ対策を講じていただきます。

(1)　外部ネットワークや他ネットワークを通じた発電設備等の制御に係るシステムへの影響を最小化するための対策を講じること。

(2)　発電設備等の制御に係るシステムには，マルウェアの侵入防止対策を講じること。

(3)　発電者と当社との間で迅速かつ的確な情報連絡を行ない，すみやかに必要な措置を講じる必要があるため，発電設備等に関し，セキュリティ管理責任者を設置するとともに，氏名および一般加入電話番号または携帯電話番号を通知すること。

23　発 電 機 諸 元

当社の求めに応じて，表Ⅱ－2（当社の求めに応じて提出していただく発電機諸元）の諸元を提出していただきます。

なお，第三者認証機関発行の認証証明書による提供も可能といたします。

表Ⅱ－2　当社の求めに応じて提出していただく発電機諸元

電 源 種	設　　備	諸　　元
共　　通	発電プラント	定格（定格容量，定格出力，台数，定格電圧）
		力率（定格，運転可能範囲）
		単線結線図，系統並解列箇所
	構内設備	高調波発生機器と高調波対策資料
		電圧フリッカの発生源と対策設備資料
	保護装置	設置要素
		設置場所
		設置相数
		解列箇所
		整定範囲
		整定値
		シーケンスブロック
逆変換装置	発電プラント制御装置	メーカ，型式
		単独運転検出方式，整定値
		逆変換装置の容量
		FRT 要件の適用有無
風　　力	発電プラント 制御装置	蓄電池，ウィンドファームコントローラーの有無
蓄 電 池	発電プラント	蓄電容量

また，必要に応じて，記載されていない諸元等，最新の諸元等を提供していただくことがあります。

Ⅱ-2　需要設備の連系に必要な技術要件

24　力　　率

(1)　需要者の供給地点における力率は，原則として，電灯契約の適用を受ける供給地点については 90%以上，その他の供給地点については 85%以上に保持していただきます。

(2)　進相用コンデンサを取り付ける場合は，それぞれの電気機器ごとに取り付けていただきます。ただし，やむをえない事情によって，2 以上の電気機器に対して一括して取り付ける場合は，進相用コンデンサの開放により，軽負荷時の力率が進み力率とならないようにしていただきます。

なお,進相用コンデンサは,託送供給等約款別表 13(進相用コンデンサ取付容量基準)を基準として取り付けていただきます。

25　保護装置等の設置

(1)　需要設備構内の短絡故障および地絡故障保護用として，過電流保護機能付き漏電遮断器を設置していただきます。

(2)　需要者が，次の原因等で他者の電気の使用を妨害し，もしくは妨害するおそれがある場合，または当社もしくは他の電気事業者の電気工作物に支障を及ぼし，もしくは支障を及ぼすおそれがある場合には，必要な調整装置または保護装置を需要場所に施設していただく等の対策を講じていただきます。

イ　負荷の特性によって各相間の負荷が著しく平衡を欠く場合

ロ　負荷の特性によって電圧または周波数が著しく変動する場合

ハ　負荷の特性によって波形に著しいひずみを生ずる場合

ニ　著しい高周波または高調波を発生する場合

ホ　その他イ，ロ，ハまたはニに準ずる場合

Ⅲ　高圧配電系統との連系に必要な技術要件

発電設備等および需要設備を，当社の高圧配電系統（以下，Ⅲ〔高圧配電系統との連系に必要な技術要件〕において，「系統」といいます。）に連系する場合は，法令等で定める技術基準に加え，以下の項目について遵守していただきます。

Ⅲ－1　発電設備等の連系に必要な技術要件

26　電　気　方　式

発電設備等の電気方式は，最大使用電力に比べ発電設備等の容量が非常に小さく，相間の不平衡による影響が実態上問題とならない場合を除き，連系する系統の電気方式（交流三相 3 線式）と同一としていただきます。

27　運転可能周波数・並列時許容周波数

(1)　運転可能周波数

発電設備等の連続運転可能周波数および運転可能周波数は，次のとおりとしていただきます。

イ　連続運転可能周波数は，48.5Hz をこえ 50.5Hz 以下

ロ　運転可能周波数は，47.5Hz 以上 51.5Hz 以下

なお，周波数低下時の運転継続時間は，48.5Hz では 10 分程度以上，48.0Hz では 1 分程度以上としていただきます。また，周波数低下リレーの整定値は，原則として，FRT 要件の適用を受ける発電設備等は 47.5Hz，それ以外は 48.5Hz とし，検出時限は自動再閉路時間と協調がとれる範囲の最大値としていただきます（協調がとれる範囲の最大値：2 秒）。

ただし，逆変換装置を用いた発電設備等で FRT 要件非適用の設備については，これによらないものといたします。

(2)　並列時許容周波数

系統周波数を適正値に維持する必要があるため，並列時の周波数は並列時許容周波数以内としていただきます。

なお，並列時許容周波数は，標準周波数＋0.1Hz 以下（設定可能範囲：標準周波数＋0.1～1.0Hz）とします。ただし，離島等系統固有の事由等により個別に協議させていただく場合があります。

28 力　　率

発電者の受電地点における力率は，連系する系統の電圧を適切に維持するため，原則として系統側からみて遅れ力率 85%以上とするとともに，進み力率とならないようにしていただきます。

なお，電圧上昇を防止するうえでやむをえない場合には，受電地点の力率を系統側からみて遅れ力率 80%まで制御できるものといたします。

29 高　調　波

逆変換装置（二次励磁発電機の系統側変換装置を含みます。）を用いた発電設備等を設置する場合は，逆変換装置本体（フィルターを含みます。）の高調波流出電流を総合電流歪率 5%以下，各次電流歪率 3%以下としていただきます。また，その他の高調波発生機器を用いた電気設備を設置する場合には，51（高調波）に準じた対策を実施していただきます。

30 需給バランス制約による発電設備等の出力の抑制

(1) 逆潮流のある発電設備等のうち，太陽光発電設備および風力発電設備ならびに蓄電池には，当社の求めに応じて，当社からの遠隔制御により 0%から 100%の範囲（1%刻み）で出力（自家消費分を除くことも可能）の抑制ができる機能を有する逆変換装置やその他必要な設備を設置する等の対策を実施していただきます。

なお，ウィンドファームとしての運用がない風力発電所やウィンドファームコントローラーがない風力発電所については，技術的制約を踏まえ個別協議とさせていただきます。

(2) 逆潮流のある火力発電設備およびバイオマス発電設備（再生可能エネルギー特別措置法施行規則に定める地域資源バイオマス発電設備であって，燃料貯蔵や技術に由来する制約等により出力の抑制が困難なものを除きます。）は，発電出力を技術的に合理的な範囲で最大限抑制し，その最低出力を発電端の定格出力に対して，火力発電設備（混焼バイオマス発電設備を含みます。）については多くとも 30%以下，バイオマス発電設備については多くとも 50%以下に抑制するために必要な機能を具備していただきます。

なお，停止による対応も可能とします。

また，自家消費を主な目的とした発電設備等については，個別の事情を踏まえ対策の内容を協議させていただきます。実証設備の実証期間中の扱いについては，技術的制約を踏まえ個別に協議させていただき，実証期間終了後は，再協議させていただきます。

31　送電容量制約による発電設備等の出力の抑制

逆潮流のある発電設備等には，当社の求めに応じて，当社からの遠隔制御により，送電容量制約による出力の抑制ができる機能を有する装置やその他必要な装置を設置する等の対策を行なっていただきます。

32　不要解列の防止

(1)　保 護 協 調

発電設備等の故障または系統の事故時に，事故の除去，事故範囲の局限化等を行なうために次の考え方にもとづいて，保護協調を図ることを目的に，適正な保護装置を設置していただきます。

なお，構内設備の故障に対しては，53（保護装置等の設置）に準じた対策を実施していただきます。

イ　発電設備等の異常および故障に対しては，確実に検出・除去し，連系する系統に事故を波及させないために，発電設備等を即時に解列すること。

ロ　連系する系統の事故に対しては，迅速かつ確実に，発電設備等が解列すること。

ハ　上位系統事故時等，連系する系統の電源が喪失した場合にも発電設備等が高速に解列し，一般需要家を含むいかなる部分系統においても単独運転が生じないこと。

ニ　事故時の再閉路時に，発電設備等が連系する系統から確実に解列されていること。

ホ　連系する系統以外の事故時には，発電設備等は解列しないこと。

(2)　事故時運転継続

系統事故による広範囲の瞬時電圧低下や周波数変動等により，発電設備等の一斉解列や出力低下継続等が発生し，系統全体の電圧・周波数維持に大きな影響を与えることを防止するため，発電設備等の種別ごとに定められる FRT 要件を満たしていただきます。

なお，満たすべき FRT 要件は表Ⅲ－1（発電設備等の種別ごとの FRT 要件）および図Ⅲ－1（FRT 要件のイメージ〔太陽光発電設備を例に記載〕）のとおりです。

表Ⅲ－1　発電設備等の種別ごとの FRT 要件

<table>
<tr><td colspan="2" rowspan="3">発電設備等</td><td colspan="3">電圧低下</td><td rowspan="2">周波数変動
（運転継続）</td></tr>
<tr><td colspan="2">三相短絡を想定</td><td>二相短絡を想定</td></tr>
<tr><td>残電圧 20%以上
（運転継続）</td><td>残電圧 20%未満
（運転継続または
ゲートブロック）</td><td>残電圧 52%以上・
位相変化 41 度以下
（運転継続）</td><td>50Hz 系統</td></tr>
<tr><td rowspan="5">単
相</td><td>太陽光</td><td rowspan="5">低圧単相に準ずる</td><td rowspan="5">低圧単相に準ずる</td><td rowspan="5">低圧単相に準ずる</td><td rowspan="5">低圧単相に準ずる</td></tr>
<tr><td>風力</td></tr>
<tr><td>蓄電池</td></tr>
<tr><td>燃料電池</td></tr>
<tr><td>ガスエンジン</td></tr>
<tr><td rowspan="5">三
相</td><td>太陽光</td><td>・電圧低下継続時間 0.3 秒以下
・電圧復帰後 0.1 秒以内に電圧低下前の出力の 80%以上の出力まで復帰</td><td>・電圧低下継続時間 0.3 秒以下
・電圧復帰後 0.2 秒以内に電圧低下前の出力の 80%以上の出力まで復帰</td><td>・電圧低下継続時間 0.3 秒以下
・電圧復帰後 0.1 秒以内に電圧低下前の出力の 80%以上の出力まで復帰</td><td>・ステップ状に＋0.8Hz，3 サイクル間継続
・ランプ状の±2Hz/秒
(周波数上限)51.5Hz
(周波数下限)47.5Hz</td></tr>
<tr><td>風力</td><td colspan="3">残電圧 0%・継続時間 0.15 秒と残電圧 90%・継続時間 1.5 秒を結ぶ直線以上の残電圧がある電圧低下に対しては運転を継続し，電圧復帰後 1.0 秒以内に電圧低下前の出力の 80%以上の出力まで復帰</td><td>・ステップ状に＋0.8Hz，3 サイクル間継続
・ランプ状の±2Hz/秒
(周波数上限)51.5Hz
(周波数下限)47.5Hz</td></tr>
<tr><td>蓄電池</td><td>・電圧低下継続時間 0.3 秒以下
・電圧復帰後 0.1 秒以内に電圧低下前の出力の 80%以上の出力まで復帰（逆電力リレーが設置される場合は出力電力特性と逆電力リレーの協調を図るため，0.4 秒以内の復帰としてもよい。）</td><td>・電圧低下継続時間 0.3 秒以下
・電圧復帰後 1.0 秒以内に電圧低下前の出力の 80%以上の出力まで復帰</td><td>・電圧低下継続時間 0.3 秒以下
・電圧復帰後 0.1 秒以内に電圧低下前の出力の 80%以上の出力まで復帰（逆電力リレーが設置される場合は出力電力特性と逆電力リレーの協調を図るため，0.4 秒以内の復帰としてもよい。）</td><td>・ステップ状に＋0.8Hz，3 サイクル間継続
・ランプ状の±2Hz/秒
(周波数上限)51.5Hz
(周波数下限)47.5Hz</td></tr>
<tr><td>燃料電池※</td><td>・電圧低下継続時間 0.3 秒以下
・電圧復帰後 1.0 秒以内に電圧低下前の出力の 80%以上の出力まで復帰</td><td>・電圧低下継続時間 0.3 秒以下
・電圧復帰後 1.0 秒以内に電圧低下前の出力の 80%以上の出力まで復帰</td><td>・電圧低下継続時間 0.3 秒以下
・電圧復帰後 1.0 秒以内に電圧低下前の出力の 80%以上の出力まで復帰</td><td>・ステップ状に＋0.8Hz，3 サイクル間継続
・ランプ状の±2Hz/秒
(周波数上限)51.5Hz
(周波数下限)47.5Hz</td></tr>
<tr><td>ガスエンジン（単機出力 35kW 以下）</td><td>・電圧低下継続時間 0.3 秒以下
・電圧復帰後 1.0 秒以内に電圧低下前の出力の 80%以上の出力まで復帰</td><td>・電圧低下継続時間 0.3 秒以下
・電圧復帰後 1.0 秒以内に電圧低下前の出力の 80%以上の出力まで復帰</td><td>・電圧低下継続時間 0.3 秒以下
・電圧復帰後 1.0 秒以内に電圧低下前の出力の 80%以上の出力まで復帰</td><td>・ステップ状に＋0.8Hz，3 サイクル間継続
・ランプ状の±2Hz/秒
(周波数上限)51.5Hz
(周波数下限)47.5Hz</td></tr>
</table>

※燃料電池にマイクロガスタービンを組み合わせた発電設備は除く

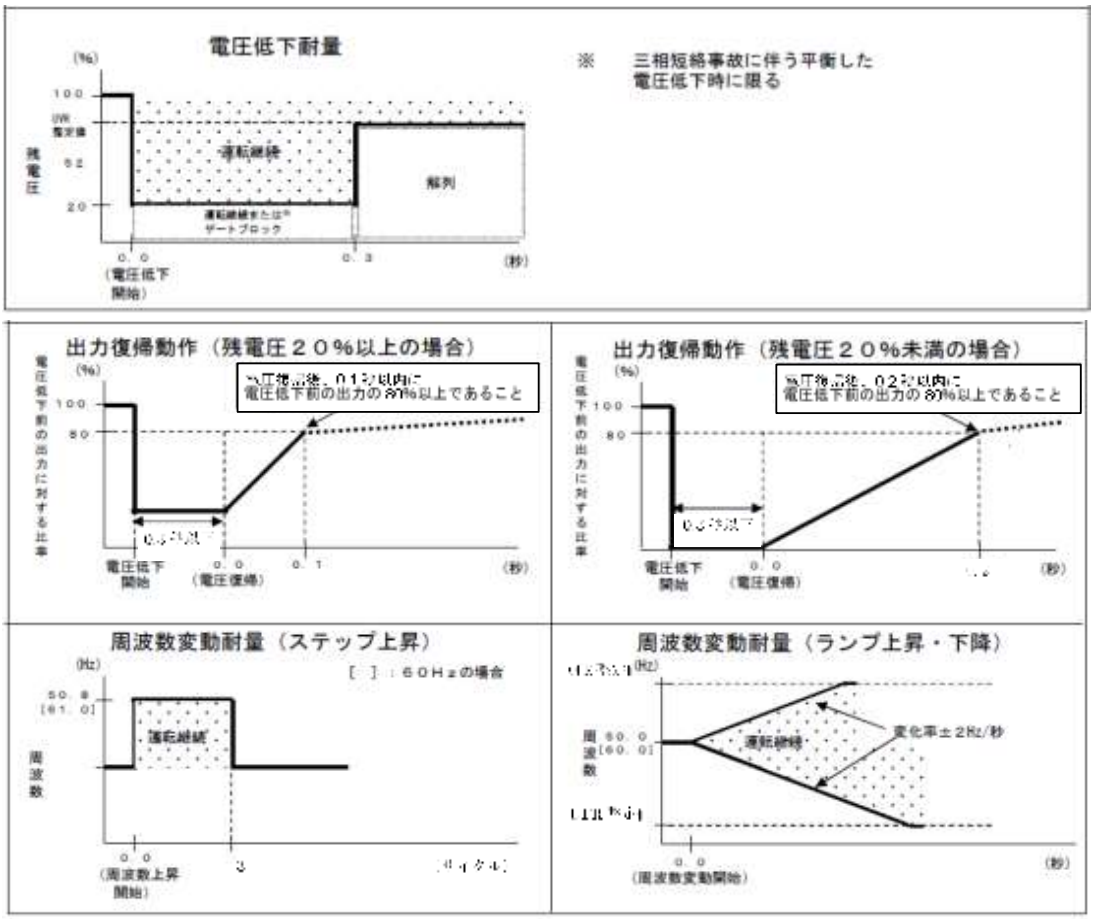

図Ⅲ－1　FRT 要件のイメージ（太陽光発電設備を例に記載）

33　保護装置の設置

(1)　発電設備等故障対策

発電設備等故障時の系統保護のため，次に示す保護リレーを設置していただきます。ただし，発電設備等自体の保護装置により，検出できる場合は省略できることといたします。

イ　発電設備等の発電電圧が異常に上昇した場合に，これを検出し時限をもって解列するための過電圧リレーを設置すること。

ロ　発電設備等の発電電圧が異常に低下した場合に，これを検出し時限をもって解列するための不足電圧リレーを設置すること。

(2)　系統側短絡事故対策

連系する系統における短絡事故時の保護のため，次に示す保護リレーを設置していただきます。

イ　同期発電機の場合は，連系する系統における短絡事故を検出し，発電設備を解列するための短絡方向リレーを設置すること。

ロ　誘導発電機，二次励磁発電機または逆変換装置を用いた発電設備等の場合は，連系する系統の短絡事故時に発電設備等の電圧低下を検出し，発電設備等を解列するための不足電圧リレーを設置すること。

(3)　系統側地絡事故対策

連系する系統における地絡事故時の保護のため，地絡過電圧リレーを設置していただきます。ただし，次のいずれかを満たす場合は，地絡過電圧リレーを省略できるものといたします。

イ　発電設備等の引出口にある地絡過電圧リレーにより系統側地絡事故が検出できる場合

ロ　逆変換装置を用いた発電設備等が構内低圧線に連系する場合で，その出力容量が受電電力の容量に比べて極めて小さいとき。

ハ　逆変換装置を用いた発電設備等が構内低圧線に連系する場合で，その出力容量が10kW以下のとき。

(4)　構内設備故障対策

発電設備等構内の故障に対しては，53（保護装置等の設置）に準じた対策を実施していただきます。

(5)　逆潮流がある場合の単独運転防止対策

逆潮流がある場合，単独運転防止のため，発電設備等故障対策用の過電圧リレーおよび不足電圧リレーに加えて，周波数上昇リレーおよび周波数低下リレーを設置するとともに，転送遮断装置または次のすべての条件を満たす単独運転検出機能（能動的方式 1方式以上を含みます。）を有する装置を設置していただきます。ただし，専用線の場合は，周波数上昇リレーを省略できるものといたします。

イ　連系する系統のインピーダンスや負荷状況等を考慮し，確実に単独運転を検出できること。

ロ　頻繁な不要解列を生じさせないこと。

ハ　能動信号は，系統への影響が実態上問題とならないこと。

また，単独運転検出機能の整定値例は，系統連系規程によるものといたします。

(6)　逆潮流がない場合の単独運転防止対策

逆潮流がない場合，単独運転防止のため，逆電力リレーおよび周波数低下リレーを設置していただきます。ただし，専用線の場合であって，逆電力リレーまたは不足電力リレーにて単独運転を高速に検出できるときは，周波数低下リレーを省略できるものといたします。

なお，構内低圧線に連系する発電設備等において，その出力容量が受電電力の容量に

比べて極めて小さく，単独運転検出機能（受動的方式および能動的方式それぞれ1方式以上を含みます。）を有する装置により高速に単独運転を検出し，発電設備等が停止または解列する場合は，逆電力リレーを省略できるものといたします。

また，単独運転検出機能の整定値例は，系統連系規程によるものといたします。

34 保護装置の設置場所

保護リレーは，受電地点または故障の検出が可能な場所に設置していただきます。

35 解 列 箇 所

保護装置が動作した場合の解列箇所は，原則として，系統から発電設備等を解列することができる次のいずれかの箇所としていただきます。

なお，当社から解列箇所を指定させていただく場合があります。

(1) 受電用遮断器

(2) 発電設備等出力端遮断器またはこれと同等の機能を有する装置

(3) 発電設備等連絡用遮断器

(4) 母線連絡用遮断器

また，解列にあたっては，発電設備等を電路から機械的に切り離すことができ，かつ，電気的にも完全な絶縁状態を保持しなければならないため，原則として，半導体のみで構成された電子スイッチを遮断装置として適用することはできません。

36 保護リレーの設置相数

保護リレーの設置相数は次のとおりとしていただきます。

(1) 地絡過電圧リレーは零相回路に設置すること。

(2) 過電圧リレー，周波数上昇リレー，周波数低下リレーおよび逆電力リレーは1相設置とすること。

(3) 短絡方向リレーは3相設置とすること。ただし，連系する系統と協調を図ることができる場合には，2相設置とすることができるものといたします。

(4) 不足電圧リレーは3相設置とすること。ただし，短絡方向リレーと協調を図ることができる場合には，1相設置とすることができるものといたします。

(5) 不足電力リレーは2相設置とすること。

37 自 動 負 荷 制 限

発電設備等の脱落時等に連系する配電線や配電用変圧器等が過負荷になるおそれがある

場合は，自動的に負荷を制限する対策を行なっていただきます。

38　線路無電圧確認装置の設置

発電設備等を連系する系統の再閉路時の事故防止のため，当該系統の配電用変電所の配電線引出口に線路無電圧確認装置を設置いたします。ただし，次のいずれかを満たす場合は，線路無電圧確認装置を省略できるものといたします。

(1)　専用線による連系であって，連系する系統の自動再閉路を必要としない場合

(2)　転送遮断装置および単独運転検出機能（能動的方式に限ります。）を有する装置を設置し，かつ，それぞれが別の遮断器により連系を遮断できる場合

(3)　2 方式以上の単独運転検出機能（能動的方式 1 方式以上を含むものに限ります。）を有する装置を設置し，かつ，それぞれが別の遮断器により連系を遮断できる場合

(4)　単独運転検出機能（能動的方式に限ります。）を有する装置および整定値が発電設備等の運転中における配電線の最低負荷より小さい逆電力リレーを設置し，かつ，それぞれが別の遮断器により連系を遮断できる場合

(5)　逆潮流がない場合であり，かつ，系統との連系に係る保護リレー，計器用変流器，計器用変圧器，遮断器および制御用電源配線が 2 系列化されており，これらが互いにバックアップ可能となっている場合。ただし，2 系列目の上記装置については，次のうちいずれか 1 方式以上を用いて簡素化を図ることができるものといたします。

イ　保護リレーの 2 系列目は，不足電力リレーのみとすることができるものといたします。

ロ　計器用変流器は，不足電力リレーを計器用変流器の末端に配置した場合，1 系列目と 2 系列目を兼用できるものといたします。

ハ　計器用変圧器は，不足電圧リレーを計器用変圧器の末端に配置した場合，1 系列目と 2 系列目を兼用できるものといたします。

39　発電機運転制御装置の付加

周波数調整のための出力低下防止機能として，火力発電設備およびコージェネレーション（ガスタービン・ガスエンジンを採用したコージェネレーションを除きます。）は，周波数 48.5Hz までは発電機出力を低下しない，周波数 48.5Hz 以下については，1Hz 低下するごとに 5%以内の出力低下に抑える，または，一度出力低下しても回復する機能もしくは装置を具備していただきます。

なお，周波数変動に鋭敏な負荷設備や，構内設備（発電用所内電源を除きます。）への電源供給維持のため，自立運転に移行する必要がある自家用発電設備等については，対策内

容を協議させていただきます。

40 接 地 方 式

接地方式は，連系する系統に適合した方式としていただきます。

41 直流流出防止変圧器の設置

逆変換装置を用いて発電設備等を連系する場合は，逆変換装置から直流が系統へ流出することを防止するために,受電地点と逆変換装置との間に変圧器(単巻変圧器を除きます。)を設置していただきます。

なお，設置する変圧器は，直流流出防止専用とする必要はありません。また，次のすべての条件を満たす場合は，変圧器の設置を省略することができます。

(1) 逆変換装置の交流出力側で直流を検出し，交流出力を停止する機能を有すること。

(2) 逆変換装置の直流回路が非接地であること，または逆変換装置に高周波変圧器を用いていること。

42 電 圧 変 動

(1) 常時電圧変動対策

連系する系統における低圧需要家の電圧を適正値(標準電圧100Vに対しては101±6V,標準電圧 200V に対しては 202±20V）以内に維持する必要があるため，発電設備等の解列による電圧低下や逆潮流による系統の電圧上昇等により適正値を逸脱するおそれがあるときは，次に示す電圧変動対策を行なっていただきます。

なお，これにより対応できない場合には，配電線新設による負荷分割等の配電線増強や専用線による連系を行なう等の対策を行ないます。

イ 発電設備等の脱落等により低圧需要家の電圧が適正値を逸脱するおそれがある場合には，自動的に負荷を制限する，または，適正な電圧が維持できる範囲まで自動的に負荷を制限する自動負荷遮断装置を設置すること。

ロ 発電設備等の逆潮流により低圧需要家の電圧が適正値を逸脱するおそれがある場合には，自動的に電圧を調整すること。

また，受電点および発電端の力率は協議により決定することとするが，高圧配電線等の系統状況により個別に力率値を指定する場合には，力率値を変更すること。

この自動電圧調整の手段としては,逆潮流電力の大きさや発電設備等の形式により,以下の 4 方式等から選択すること。

(イ) 発電設備等を一定の遅相で運転して，一定値以上の逆潮流が発生するときに力率

改善用コンデンサ（一般には開放）で受電点の力率を所定力率に調整する。

(ﾛ) 発電設備等を一定の進相で運転して，一定値以上の逆潮流が発生するときに力率改善用コンデンサで受電点の力率を所定力率に調整する。

(ﾊ) 一定値以上の逆潮流が発生するときに，力率改善用コンデンサを一定値まで減じ，かつ発電設備等の無効電力出力を制御して受電点の力率を所定力率に調整する。ただし，発電設備等の無効電力出力が限界値となる場合は，有効電力を減ずることで電圧上昇を抑制するとともに受電点の力率を所定力率に調整する。

(ﾆ) PCS の力率一定制御（80%～100%〔1%刻み〕，進相または遅相運転）または SVC の制御等により，受電点の力率を所定力率に調整する。

(2) 瞬時電圧変動対策

発電設備等の並解列時の瞬時電圧変動は常時電圧の 10%以内とし，次に示す対策を行なっていただきます。

イ 同期発電機の場合は，制動巻線付きのもの（制動巻線を有しているものと同等以上の乱調防止効果を有する制動巻線付きでない同期発電機を含みます。）とするとともに自動同期検定装置を設置すること。

ロ 二次励磁制御巻線形誘導発電機の場合は，自動同期検定機能を有するものを用いること。

ハ 誘導発電機の場合で，並列時の瞬時電圧低下により系統の電圧が常時電圧から 10%をこえて逸脱するおそれがあるときは，限流リアクトル等を設置すること。

なお，これにより対応できない場合には，同期発電機を用いる等の対策を行なうこと。

ニ 自励式の逆変換装置を用いた発電設備等の場合は，自動的に同期する機能を有するものを用いること。

ホ 他励式の逆変換装置を用いた発電設備等の場合で，並列時の瞬時電圧低下により系統の電圧が常時電圧から 10%をこえて逸脱するおそれがあるときは，限流リアクトル等を設置すること。

ヘ 発電設備等の出力変動や頻繁な並解列が問題となる場合は，出力変動の抑制や並解列の頻度を低減する対策を行なうこと。

ト 連系用変圧器加圧時の励磁突入電流による瞬時電圧低下により，系統の電圧が常時電圧から 10%をこえて逸脱するおそれがある場合は，その抑制対策を実施すること。

(3) 電圧フリッカ対策

発電設備等を設置する場合で，発電設備等の頻繁な並解列や出力変動，単独運転検出機能（能動的方式）による電圧フリッカにより適正値を逸脱するおそれがあるときは，

次に示す電圧フリッカ対策等を行なっていただきます。

イ　風力発電設備等の頻繁な並解列により電圧フリッカが適正値を逸脱するおそれがあるときには，SVC の設置やサイリスタ等によるソフトスタート機能を有する装置の設置，配電線の太線化等による系統インピーダンスの低減等の対策を行なうこと。

なお，これにより対応できない場合には，配電線の増強等を行なうか，専用線による連系とすること。

ロ　風力発電設備等の出力変動により電圧フリッカが適正値を逸脱するおそれがあるときには，SVC 等の設置や配電線の太線化等による系統インピーダンスの低減等の対策を行なうこと。

なお，これにより対応できない場合には，配電線の増強等を行なうか，専用線による連系とすること。

ハ　単独運転検出機能（能動的方式）による電圧フリッカにより適正値を逸脱するおそれがあるときは，系統や当該発電設備等設置者以外の者への悪影響がない範囲の能動信号の変動量や正帰還ゲインの大きさとすること。なお，連系当初は許容できる範囲の能動信号であっても,将来の系統状況の変化や発電設備等の連系量増加等によって,配電線に注入する無効電力の注入量が過剰となり，連系当初は発振しない発電設備等も含め無効電力が発振し電圧フリッカが発生することがあるため，能動信号の変動量や正帰還ゲインの大きさを変更できる機構としておくこと。

また，単独運転検出機能（能動的方式）による電圧フリッカにより，系統運用に支障が発生した場合または発生するおそれがある場合には，発電設備等設置者は，当社と協議のうえ，単独運転検出に影響のない範囲で，能動信号の変動量や正帰還ゲインの大きさの変更等により，配電線に注入する無効電力の注入量を低減する等の対策を講じること。

なお，ソフトウェア改修不可等で対応できない場合については，機器取替や対応時期等を含めて個別協議とさせていただきます。

［対策要否の判定基準例］

受電点における電圧フリッカレベル（ΔV_{10}）を 0.45V 以下（当該設備のみの場合は，0.23V 以下）に維持する。

43 短 絡 容 量

発電設備等の連系により系統の短絡容量が他者の遮断器の遮断容量等を上回るおそれがある場合は，短絡電流を制限する装置（限流リアクトル等）を設置していただきます。

44　発電機定数・諸元

発電機並列時の短絡電流抑制対策等の面から，発電機定数を当社から指定させていただく場合があります。

また,当社の求めに応じて,表Ⅲ－2(当社の求めに応じて提出していただく発電機諸元)の諸元を提出していただきます。

なお，第三者認証機関発行の認証証明書による提供も可能といたします。

表Ⅲ－2　当社の求めに応じて提出していただく発電機諸元

電源種	設　備	諸　元
共　通	発電プラント	定格（定格容量，定格出力，台数，定格電圧）
		最低出力
		所内負荷（定格，最低）
		力率（定格，運転可能範囲）
		運転可能周波数の範囲
		単線結線図，系統並解列箇所
	構内設備	自家消費電力の最大値，最小値
		総合負荷力率
		高調波発生機器と高調波対策資料
		電圧フリッカの発生源と対策設備資料
	受電用変圧器，連系用変圧器	定格（定格容量，定格電圧）
		インピーダンス（変圧器定格容量ベース）
		制御方式，整定値
	調相設備	定格（容量，台数）
	遮断器	定格（遮断電流，遮断時間）
		自動同期検定装置の有無
	保護装置	設置要素
		設置場所
		設置相数
		解列箇所
		整定範囲
		整定値
		CT 比，VT 比
		シーケンスブロック
誘導機	発電プラント	拘束リアクタンス
		限流リアクトル容量

電 源 種	設　　備	諸　　元
同 期 機	発電プラント	各種内部リアクタンス
		各種短絡時定数・開路時定数
		慣性定数（発電機＋タービン）
		制動巻線の有無
	制御装置	ガバナ系ブロック（調定率，GF 幅，CV，ICV モデルを含む）
		励磁系ブロック（AVR，PSS，PSVR）
		FRT 要件の適用有無
逆変換装置	発電プラント制御装置	メーカ，型式
		単独運転検出方式，整定値
		逆変換装置の容量
		通電電流制限値
		FRT 要件の適用有無
風　　力	発電プラント 制御装置	発電機の出力特性
		出力変動対策の方法
		蓄電池，ウィンドファームコントローラーの有無
蓄 電 池	発電プラント	蓄電容量
二次励磁機	発電プラント	拘束リアクタンス

また，必要に応じて，記載されていない諸元等，最新の諸元等を提供していただくことがあります。

45 昇圧用変圧器

短絡電流抑制対策や発電機並列時の電圧低下対策等の面から，昇圧用変圧器のインピーダンス等を当社から指定させていただく場合があります。また，電圧タップ値等を指定させていただく場合があります。

46 連 絡 体 制

発電者の構内事故や系統側の事故等により，連系用遮断器が動作した場合等（サイバー攻撃により設備異常が発生し，または発生するおそれがある場合を含みます。）には，当社と発電者との間で迅速かつ的確な情報連絡を行ない，すみやかに必要な措置を講ずる必要があります。このため，発電者の技術員駐在箇所等と当社との間には，保安通信用電話設備を設置していただきます。ただし，保安通信用電話設備は次のうちいずれかを用いることができます。

(1) 専用保安通信用電話設備

(2) 電気通信事業者の専用回線電話

(3) 次の条件をすべて満たす場合においては，一般加入電話または携帯電話

イ 発電者側の交換機を介さず直接技術員との通話が可能な方式（交換機を介する代表番号方式ではなく，直接技術員駐在箇所へつながる単番方式）とし，発電設備等の保守監視場所に常時設置されていること。

ロ 話中の場合に割り込みが可能な方式（キャッチホン等）であること。

ハ 停電時においても通話可能なものであること。

ニ 災害時等において当社と連絡が取れない場合には，当社との連絡が取れるまでの間，発電設備等の解列または運転を停止すること。また，保安規程上明記されていること。

47 バンク逆潮流の制限

配電用変電所のバンクにおいて逆潮流が発生すると，電力品質面および保護協調面で問題が生じるおそれがあることから，原則として逆潮流が生じないよう発電者側で発電または放電出力を抑制していただきます。ただし，配電用変電所の保護装置の設置等により，電力品質面および保護協調面で問題が生じないよう対策を行なう場合はこの限りではありません。

48 サイバーセキュリティ対策

事業用電気工作物(発電事業の用に供するものに限ります。)は，電気事業法にもとづき，電力制御システムセキュリティガイドラインに準拠した対策を講じていただきます。

自家用電気工作物（発電事業の用に供するものおよび小規模事業用電気工作物を除きます。）に係る遠隔監視システムおよび制御システムは，自家用電気工作物に係るサイバーセキュリティの確保に関するガイドラインに準拠した対策を講じていただきます。

上記以外の発電設備等については，サイバー攻撃による発電設備等の異常動作を防止し，または発電設備等がサイバー攻撃を受けた場合にすみやかな異常の除去，影響範囲の局限

化等を行なうために次のとおり,適切なサイバーセキュリティ対策を講じていただきます。

(1) 外部ネットワークや他ネットワークを通じた発電設備等の制御に係るシステムへの影響を最小化するための対策を講じること。

(2) 発電設備等の制御に係るシステムには，マルウェアの侵入防止対策を講じること。

(3) 発電設備等に関し，セキュリティ管理責任者を設置すること。

Ⅲ－2 需要設備の連系に必要な技術要件

49 電 気 方 式

需要設備の電気方式は，連系する系統の電気方式（交流三相 3 線式）と同一としていただきます。

50 力 率

需要者の供給地点における力率は，原則として，系統側からみて遅れ力率 85%以上とするとともに，系統側からみて進み力率とならないようにしていただきます。

また，系統運用上必要がある場合には，進相用コンデンサの開放をお願いすることがあります。

51 高 調 波

高調波発生機器を使用した電気設備を当社系統に接続する場合に，その高調波電流を抑制するため，以下の要件を遵守していただきます。

(1) 対象となる需要者

イ 設置する高調波発生機器の容量を 6 パルス変換器容量に換算し，それぞれの機器の換算容量を総和したもの（以下，Ⅲ〔高圧配電系統との連系に必要な技術要件〕において，「等価容量」といいます。）を計算し，託送供給申込み時に当社にその値を通知していただきます。このうち，等価容量が 50kVA をこえる需要者（以下，Ⅲ〔高圧配電系統との連系に必要な技術要件〕において，「対象者」といいます。）が，本要件の対象となります。

ロ イの等価容量を算出する場合に対象とする高調波発生機器は，300V 以下の系統に接続して使用する定格電流 20A／相以下の電気・電子機器（家電・汎用品）以外の機器といたします。

ハ 対象者がロに該当する高調波発生機器を新設，増設または更新する場合等に適用いたします。

なお，ロに該当する高調波発生機器の新設，増設または更新等によって新たに対象者に該当する場合においても適用いたします。

(2) 高調波流出電流の算出

対象者は，系統に流出する高調波流出電流の算出を以下のとおり実施していただきます。

イ 高調波流出電流は，高調波発生機器ごとの定格運転状態において発生する高調波電流を合計し，これに高調波発生機器の最大稼働率を乗じたものといたします。

ロ 高調波流出電流は，高調波の次数ごとに合計するものといたします。

ハ 対象とする高調波の次数は，40 次以下といたします。

ニ 対象者の構内に高調波流出電流を低減する設備がある場合は，その低減効果を考慮することができるものといたします。

(3) 高調波流出電流の上限値

対象者から系統に流出する高調波流出電流の許容される上限値は，高調波の次数ごとに，表Ⅲ－3（1kW あたりの高調波流出電流上限値）に示す値に接続送電サービス契約電力または臨時接続送電サービス契約電力を乗じた値といたします。

(4) 高調波流出電流の抑制対策の実施

対象者は，(2)の高調波流出電流が，(3)の高調波流出電流の上限値をこえる場合には，高調波流出電流を高調波流出電流の上限値以下となるよう必要な対策を講じていただきます。

表Ⅲ－3 1kW あたりの高調波流出電流上限値 （単位：mA／kW）

連系電圧	5 次	7 次	11 次	13 次	17 次	19 次	23 次	23 次超過
6.6kV	3.5	2.5	1.6	1.3	1.0	0.90	0.76	0.70

52 電圧変動対策

受電用変圧器加圧時の励磁突入電流による瞬時電圧低下により，系統の電圧が常時電圧から 10%をこえて逸脱するおそれがあるときは，その抑制対策を実施していただきます。

53 保護装置等の設置

(1) 需要設備の故障検出のため，短絡事故保護用として過電流リレーを，地絡事故保護用として地絡方向リレーを設置し，事故の除去および事故範囲の局限化等を行なうために，保護協調を行なっていただきます。

(2)　需要者が，次の原因等で他者の電気の使用を妨害し，もしくは妨害するおそれがある場合，または当社もしくは他の電気事業者の電気工作物に支障を及ぼし，もしくは支障を及ぼすおそれがある場合には，必要な調整装置または保護装置を需要場所に施設していただく等の対策を講じていただきます。

イ　負荷の特性によって各相間の負荷が著しく平衡を欠く場合

ロ　負荷の特性によって電圧または周波数が著しく変動する場合

ハ　負荷の特性によって波形に著しいひずみを生ずる場合

ニ　著しい高周波または高調波を発生する場合

ホ　その他イ，ロ，ハまたはニに準ずる場合

54　サイバーセキュリティ対策

自家用電気工作物（発電事業の用に供するものおよび小規模事業用電気工作物を除きます。）に係る遠隔監視システムおよび制御システムは，自家用電気工作物に係るサイバーセキュリティの確保に関するガイドラインに準拠した対策を講じていただきます。

Ⅳ　特別高圧系統との連系に必要な技術要件

発電設備等および需要設備を当社の特別高圧系統（以下，Ⅳ〔特別高圧系統との連系に必要な技術要件〕において，「系統」といいます。）に連系する場合は，法令等で定める技術基準に加え，以下の項目について遵守していただきます。

Ⅳ－1　発電設備等の連系に必要な技術要件

55　電　気　方　式

発電設備等の電気方式は，最大使用電力に比べ発電設備等の容量が非常に小さく，相間の不平衡による影響が実態上問題とならない場合を除き，連系する系統の電気方式（交流三相3線式）と同一としていただきます。

56　運転可能周波数・並列時許容周波数

(1)　運転可能周波数

発電設備等の運転可能周波数は，当社の周波数維持・制御方式との協調を図るため，原則として以下のとおりとしていただきます。

イ　連続運転可能周波数：48.5Hz 以上 50.5Hz 以下

ロ　運転限界周波数：47.0Hz 以下，51.5Hz 以上

周波数低下時の運転継続時間は，48.5Hz までは連続して運転が可能なものとしていただきます。

周波数低下リレーの整定値は，原則として，検出レベルを 47.0Hz 以下，検出時限を自動再閉路時間と協調がとれる範囲の最大値としていただきます（協調がとれる範囲の最大値：2秒以上)。

(2)　並列時許容周波数

系統周波数を適正値に維持する必要があるため，並列時の周波数は並列時許容周波数以内としていただきます。

なお，並列時許容周波数は，標準周波数＋0.1Hz 以下（設定可能範囲：標準周波数＋0.1～1.0Hz）とします。ただし，離島等系統固有の事由等により個別に協議させていただく場合があります。

57 力　　率

発電者の受電地点における力率は，連系する系統の電圧を適切に維持できるように定めるものとし，必要な場合は当社からの求めに応じて，力率を変更できるものとしていただきます。発電設備等の安定に運転できる範囲は，原則として，発電設備等側からみて遅れ力率 90%から進み力率 95%としていただきます。

また，逆潮流がない場合は，原則として，供給地点における力率を系統側からみて遅れ力率 85%以上とするとともに，系統側からみて進み力率とならないようにしていただきます。

58 高　調　波

逆変換装置（二次励磁発電機の系統側変換装置を含みます。）を用いた発電設備等を設置する場合は，逆変換装置本体（フィルターを含みます。）の高調波流出電流を総合電流歪率 5%以下，各次電流歪率 3%以下としていただきます。また，その他の高調波発生機器を用いた電気設備を設置する場合には，82（高調波）に準じた対策を実施していただきます。

59 需給バランス制約による発電設備等の出力の抑制

(1) 逆潮流のある発電設備等のうち，太陽光発電設備および風力発電設備ならびに蓄電池には，当社の求めに応じて，当社からの遠隔制御により 0%から 100%の範囲（1%刻み）で出力（自家消費分を除くことも可能）の抑制ができる機能を有する逆変換装置やその他必要な設備を設置する等の対策を実施していただきます。

なお，ウィンドファームとしての運用がない風力発電所やウィンドファームコントローラーがない風力発電所については，技術的制約を踏まえ個別協議とさせていただきます。

(2) 逆潮流のある火力発電設備およびバイオマス発電設備（再生可能エネルギー特別措置法施行規則に定める地域資源バイオマス発電設備であって，燃料貯蔵や技術に由来する制約等により出力の抑制が困難なものを除きます。）は，発電出力を技術的に合理的な範囲で最大限抑制し，その最低出力を発電端の定格出力に対して，火力発電設備（混焼バイオマス発電設備を含みます。）については多くとも 30%以下，バイオマス発電設備については多くとも 50%以下に抑制するために必要な機能を具備していただきます。

なお，停止による対応も可能とします。

また，自家消費を主な目的とした発電設備等については，個別の事情を踏まえ対策の内容を協議させていただきます。実証設備の実証期間中の扱いについては，技術的制約を踏まえ個別に協議させていただき，実証期間終了後は，再協議させていただきます。

60　送電容量制約による発電設備等の出力の抑制

逆潮流のある発電設備等には，当社の求めに応じて，当社からの遠隔制御により，送電容量制約による出力の抑制ができる機能を有する装置やその他必要な装置を設置する等の対策を行なっていただきます。

61　不要解列の防止

(1)　保 護 協 調

発電設備等の故障または系統の事故時に，事故の除去，事故範囲の局限化，系統運用の安定，公衆保安の確保等を行なうために，次の考え方にもとづいて保護協調を図っていただきます。

なお，構内設備の故障に対しては，86（保護協調）および 87（保護装置の設置）に準じた対策を実施していただきます。

イ　発電設備等の異常および故障に対しては，この影響を連系する系統へ波及させないために，発電設備等を当該系統から解列すること。

ロ　連系する系統に事故が発生した場合は，原則として当該系統から発電設備等を解列すること。ただし，再閉路方式によっては，解列が不要な場合もあります。

ハ　上位系統事故，連系する系統の事故等により当該系統の電源が喪失した場合であって単独運転が認められない場合には，発電設備等が解列し単独運転が生じないこと。

ニ　連系する系統における事故後再閉路時に，原則として発電設備等が当該系統から解列されていること。

ホ　連系する系統以外の事故時には，原則として，発電設備等は解列しないこと。

ヘ　連系する系統から発電設備等が解列される場合には，逆電力リレー，不足電力リレー等による解列を，自動再閉路時間より短い時限かつ過渡的な電力変動による当該発電設備等の不要な遮断を回避できる時限で行なうこと。

(2)　事故時運転継続

系統事故による広範囲の瞬時電圧低下や周波数変動等により，発電設備等の一斉解列や出力低下継続等が発生し，系統全体の電圧・周波数維持に大きな影響を与えることを防止するため，発電設備等の種別ごとに定められる FRT 要件を満たしていただきます。満たすべき FRT 要件は表Ⅳ－1（発電設備等の種別ごとの FRT 要件）のとおりです。

表Ⅳ－1　発電設備等の種別ごとの FRT 要件

<table>
<tr><td colspan="2" rowspan="3">発電設備等</td><td colspan="3">電圧低下</td><td rowspan="2">周波数変動
（運転継続）</td></tr>
<tr><td colspan="2">三相短絡を想定</td><td>二相短絡を想定</td></tr>
<tr><td>残電圧 20%以上
（運転継続）</td><td>残電圧 20%未満
（運転継続または
ゲートブロック）</td><td>残電圧 52%以上・
位相変化 41 度以下
（運転継続）</td><td>50Hz 系統</td></tr>
<tr><td rowspan="5">単相</td><td>太陽光</td><td rowspan="5">低圧単相に準ずる</td><td rowspan="5">低圧単相に準ずる</td><td rowspan="5">低圧単相に準ずる</td><td rowspan="5">低圧単相に準ずる</td></tr>
<tr><td>風力</td></tr>
<tr><td>蓄電池</td></tr>
<tr><td>燃料電池</td></tr>
<tr><td>ガスエンジン</td></tr>
<tr><td rowspan="5">三相</td><td>太陽光</td><td rowspan="5">高圧三相に準ずる</td><td rowspan="5">高圧三相に準ずる</td><td rowspan="5">高圧三相に準ずる</td><td rowspan="5">高圧三相に準ずる</td></tr>
<tr><td>風力</td></tr>
<tr><td>蓄電池</td></tr>
<tr><td>燃料電池</td></tr>
<tr><td>ガスエンジン</td></tr>
</table>

なお，運転を継続する周波数の範囲については 56（運転可能周波数・並列時許容周波数）(1)に準拠していただきます。

(3)　電圧・周波数変動による不要解列の防止

作業停止や需要増加等に伴い，電圧・周波数変動が継続する状況においても，発電設備等の不要解列による系統電圧・周波数維持への影響を防止するため，図Ⅳ－1（連続運転の端子電圧および周波数変動範囲）の端子電圧および周波数変動範囲においては，発電設備等を連続運転し，発電設備等の保護装置等による解列を行なわないものとしていただきます。

また，これをこえる端子電圧および周波数変動においても，設備に支障がない範囲で運転を継続していただきます。

なお，電圧・周波数変動に鋭敏な負荷設備や，構内設備（発電用所内電源を除きます。）への電源供給維持のため，自立運転に移行する必要がある自家用発電設備等については，対策内容を協議させていただきます。

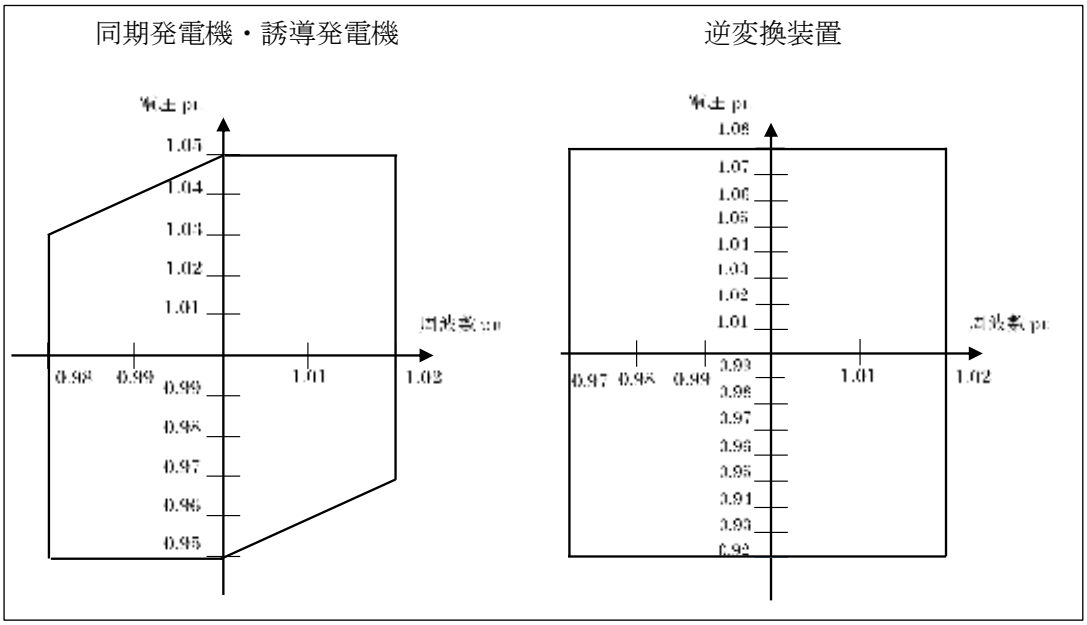

図Ⅳ－1　連続運転の端子電圧および周波数変動範囲

ただし，周波数変動範囲に対しては，56（運転可能周波数・並列時許容周波数）(1)に準じた対策を実施していただきます。

62　保護装置の設置

(1)　発電設備等故障対策

発電設備等故障時の系統保護のため，過電圧リレーおよび不足電圧リレーを設置していただきます。ただし，発電設備等自体の保護装置により検出・保護できる場合は省略できることといたします。

(2)　系統側事故対策

イ　短 絡 保 護

系統の短絡事故時の保護のため，次の保護リレーを設置していただきます。

なお,必要に応じて連系する系統と同じ方式の保護リレーを設置していただきます。

(イ)　同期発電機を用いる場合

連系する系統の短絡事故を検出し，発電設備を解列することのできる短絡方向リレーを設置していただきます。ただし，当該リレーが有効に機能しない場合は，短絡方向距離リレーまたは電流差動リレーを設置していただきます。

(ロ)　誘導発電機，二次励磁発電機または逆変換装置を用いる場合

連系する系統の短絡事故時に，発電電圧の異常低下を検出し解列することのできる不足電圧リレーを設置すること。

なお，この不足電圧リレーは発電設備等事故対策用の不足電圧リレーと兼用する

ことができます。

ロ　地 絡 保 護

系統の地絡事故時の保護のため，次の保護リレーを設置していただきます。

なお，必要に応じて連系する系統と同じ方式の保護リレーを設置していただきます。

(イ)　中性点直接接地方式の系統に連系する場合は，電流差動リレーを設置していただきます。

(ロ)　中性点直接接地方式以外の系統に連系する場合は，地絡過電圧リレーを設置していただきます。当該リレーが有効に機能しない場合は，地絡方向リレーまたは電流差動リレーを設置していただきます。ただし，次のいずれかを満たす場合は，地絡過電圧リレーを省略することができます。

なお，連系当初は地絡過電圧リレーを省略可能な場合であっても，その後構内の負荷状況の変更や電力系統の変更等によって，地絡過電圧リレーの省略要件を満たさなくなった場合は，発電者，発電設備等を系統連系する需要者または契約者の責任において，地絡過電圧リレーを設置していただきます。

a　発電機引出口にある地絡過電圧リレーにより連系する系統の地絡事故を検出できる場合

b　発電設備等の出力が構内の負荷より小さく周波数低下リレーにより高速に単独運転を検出し解列することができる場合

c　逆電力リレー，不足電力リレーまたは受動的方式の単独運転防止機能を有する装置により高速に単独運転を検出し解列することができる場合

(3)　単独運転防止対策

イ　逆潮流がある場合

適正な電圧・周波数を逸脱した単独運転を防止するため，周波数上昇リレーおよび周波数低下リレーまたは転送遮断装置を設置していただきます。また，周波数上昇リレーおよび周波数低下リレーは，単独運転状態になった場合に系統電圧が定格電圧の40%程度まで低下したとしても周波数を検出可能なものとしていただきます。

なお，上記特性を有しないときは，単独運転状態になった場合に系統等に影響を与えるまでに低下した系統電圧を検出可能な不足電圧リレーと組み合わせて補完しながら使用していただきます。また，必要により周波数上昇リレーおよび周波数低下リレーに加えて転送遮断装置を設置していただく場合があります。

また，単独系統を復旧（本系統へ再並列）するにあたり，系統電源と当該発電設備等の周波数，電圧および位相差が合致しない場合には，当社からの指令を受け，当該

発電設備等をすみやかに単独系統から解列していただきます。

ロ　逆潮流がない場合

単独運転防止のため，周波数上昇リレーおよび周波数低下リレーを設置していただきます。ただし，発電設備等の出力容量が系統の負荷と均衡する場合であって，周波数上昇リレーまたは周波数低下リレーにより検出･保護できないおそれがあるときは，逆電力リレーを設置していただきます。

(4)　事故波及防止対策

発電機が脱調したときの事故波及を防止するため，脱調分離リレーを必要により設置していただく場合があります。

(5)　構内設備事故対策

イ　母 線 事 故

構内母線事故時にはすみやかに当該遮断器を遮断するため，母線保護リレー等を設置していただきます。

ロ　変圧器事故

変圧器事故時には変圧器に接続する全端子の遮断器を遮断するため，変圧器高圧側設置の過電流リレーまたは変圧器内部事故検出用の比率差動リレーを設置していただきます。

(6)　事故除去時間

中性点直接接地系統においては，同期安定度確保，瞬時電圧低下の影響，電磁誘導障害対策面で高速な事故除去が求められるため，連系点および同一電圧階級設備の遮断器，保護リレーの動作時間を以下のとおりとしていただきます。

イ　遮断器：2 サイクル以内

ロ　保護リレー（短絡・地絡事故除去用）：2 サイクル以内

なお，上記を基本とし，中性点直接接地系統以外を含め，系統固有の事由等により個別に協議させていただく場合があります。

(7)　そ　の　他

受電側接続設備の標準的な送電線保護リレーは表Ⅳ－2（標準的な送電線保護リレー）に示す方式といたします。

なお，表Ⅳ－2（標準的な送電線保護リレー）に記載されていないものについては別途協議させていただきます。

表Ⅳ－2　標準的な送電線保護リレー

<table>
<tr><th colspan="2" rowspan="2">連系設備</th><th rowspan="2">電圧階級
(kV)</th><th rowspan="2">保護種別</th><th rowspan="2">系列数</th><th colspan="2">系統連系希望者側</th><th colspan="2">当 社 電 気 所 側</th></tr>
<tr><th>短　絡</th><th>地　絡</th><th>短　絡</th><th>地　絡</th></tr>
<tr><td rowspan="6">1回線</td><td rowspan="2">専用引出
※1</td><td rowspan="2">187</td><td>主保護</td><td rowspan="2">1</td><td colspan="2">PCM 電流差動リレー</td><td colspan="2">同　左</td></tr>
<tr><td>後備保護</td><td colspan="2">距離リレー</td><td colspan="2">同　左</td></tr>
<tr><td>66</td><td>主保護</td><td>1</td><td>短絡方向リレー
(距離リレー※2)</td><td>地絡過電圧リレー</td><td>距離リレー</td><td>地絡方向リレー,
地絡過電圧リレー</td></tr>
<tr><td rowspan="4">分岐
※1</td><td rowspan="2">187</td><td>主保護</td><td rowspan="2">1</td><td colspan="2">PCM 電流差動リレー</td><td colspan="2">同　左</td></tr>
<tr><td>後備保護</td><td colspan="2">方向比較リレー(受信専用)</td><td colspan="2">方向比較付距離リレー</td></tr>
<tr><td>66</td><td>主保護</td><td>1</td><td>短絡方向リレー
(距離リレー※2)</td><td rowspan="2">地絡過電圧リレー</td><td>距離リレー</td><td rowspan="2">地絡方向リレー,
地絡過電圧リレー</td></tr>
<tr><td>33</td><td>主保護</td><td>1</td><td>過電流リレー</td><td>過電流リレー</td></tr>
<tr><td rowspan="8">2回線</td><td rowspan="4">専用引出
※1</td><td rowspan="2">275
※3</td><td>主保護</td><td rowspan="2">2</td><td colspan="2">PCM 電流差動リレー</td><td colspan="2">同　左</td></tr>
<tr><td>後備保護</td><td colspan="2">距離リレー</td><td colspan="2">同　左</td></tr>
<tr><td rowspan="2">187</td><td>主保護</td><td rowspan="2">1</td><td colspan="2">PCM 電流差動リレー</td><td colspan="2">同　左</td></tr>
<tr><td>後備保護</td><td colspan="2">方向比較付距離リレー</td><td colspan="2">同　左</td></tr>
<tr><td rowspan="2">66</td><td>主保護</td><td rowspan="2">1</td><td colspan="2">回線選択リレー
(PCM 電流差動リレー※4)</td><td colspan="2">同　左</td></tr>
<tr><td>後備保護</td><td>距離リレー</td><td>地絡方向リレー,
地絡過電圧リレー</td><td colspan="2">同　左</td></tr>
<tr><td rowspan="4">分岐
※1</td><td rowspan="2">187
※3</td><td>主保護</td><td rowspan="2">2</td><td colspan="2">PCM 電流差動リレー</td><td colspan="2">同　左</td></tr>
<tr><td>後備保護</td><td colspan="2">距離リレー</td><td colspan="2">同　左</td></tr>
<tr><td rowspan="2">66</td><td>主保護</td><td rowspan="2">1</td><td colspan="2">回線選択リレー
(PCM 電流差動リレー※4)</td><td colspan="2">同　左</td></tr>
<tr><td>後備保護</td><td>距離リレー</td><td>地絡方向リレー,
地絡過電圧リレー</td><td colspan="2">同　左</td></tr>
</table>

※1　専用引出：当該系統連系希望者のみが連系する受電側接続設備を当社電気所から直接引き出す連系形態をいいます。
　　分　　岐：既設送電線から分岐する連系形態をいいます。
※2　距離リレーは，短絡方向リレーでは電源側の短絡検出リレーと協調が図れない場合に適用いたします。
※3　リレー盤新設の場合の標準的な構成は，主後一体型（PCM 電流差動リレー／距離リレー）2 系列といたします。
※4　PCM 電流差動リレーは，短距離送電線，多端子系統，零相循環電流の発生等により回線選択方式が有効に機能しない場合に適用いたします。

63 再 閉 路 方 式

自動再閉路を実施している送電線へ連系する場合で,自動再閉路方式を採用するときは,連系送電線の再閉路方式と協調を図っていただき，必要な設備を設置していただきます。

なお,受電側接続設備の標準的な送電線再閉路方式は表Ⅳ－3（標準的な送電線再閉路方式）によります。

表Ⅳ－3　標準的な送電線再閉路方式

電圧階級（kV）		適用再閉路方式	方式概要
275，187	1回線	高速度単相＋低速度三相再閉路	1 線地絡事故の場合に，事故相のみを遮断し，当該相のみを高速に再閉路する方式（低速度三相再閉路は 66，33kV の項参照）
	2回線	高速度多相＋低速度三相再閉路	平行 2 回線送電線の事故で，異なる二相以上が健全な場合に，事故相のみを遮断し，当該相のみを高速に再閉路する方式（低速度三相再閉路は 66，33kV の項参照）
66，33		低速度三相再閉路	当該回線の事故時に，三相一括遮断し，回線単位に三相一括で再閉路する方式

64 保護装置の設置場所

保護リレーは，受電地点または故障の検出が可能な場所に設置していただきます。

65 解 列 箇 所

保護装置が動作した場合の解列箇所は，原則として，系統から発電設備等を解列することができる次のいずれかの箇所としていただきます。

なお，当社から解列箇所を指定させていただく場合があります。

(1)　受電用遮断器

(2)　発電設備等出力端遮断器

(3)　発電設備等連絡用遮断器

(4)　母線連絡用遮断器

また，解列にあたっては，発電設備等を電路から機械的に切り離すことができ，かつ，電気的にも完全な絶縁状態を保持しなければならないため，原則として，半導体のみで構成された電子スイッチを遮断装置として適用することはできません。

66　保護リレーの設置相数

保護リレーの設置相数は次のとおりとしていただきます。

(1)　地絡過電圧リレー，地絡方向リレー，地絡検出用電流差動リレーおよび地絡検出用回線選択リレーは零相回路に設置すること。

(2)　過電圧リレー，周波数上昇リレー，周波数低下リレーおよび逆電力リレーは1相設置とすること。

(3)　不足電力リレーは2相設置とすること。

(4)　短絡方向リレー，不足電圧リレー，短絡検出・地絡検出兼用電流差動リレー，短絡検出用電流差動リレー，短絡方向距離リレー，短絡検出用回線選択リレーおよび地絡方向距離リレーは3相設置とすること。

67　自動負荷制限および発電抑制

(1)　発電設備等の脱落時等に主として連系する送電線および変圧器等が過負荷になるおそれがある場合は，自動的に負荷を制限する対策を行なっていただきます。

また,系統事故等により他の送電線および変圧器等が過負荷になるおそれがある場合,または系統の安定度や周波数等が維持できないおそれがある場合には，自動で発電抑制もしくは発電遮断または発電増出力（揚水遮断および蓄電池の充電停止を含みます。）を行なっていただくことがあります。

なお，この場合，発電場所に必要な装置を設置していただきます。

ただし，出力変動緩和対策として設置していただく蓄電池については，充電を停止することにより，出力変動緩和の機能を喪失することになるため，本要件の適用範囲外とします。

(2)　あらかじめ当社が指定した送電線1回線，変圧器1台その他の電力設備の単一故障の発生時に保護装置により行なわれるすみやかな発電抑制または発電遮断（以下，「Ｎ－1 電制」といいます。）を実施することで，運用容量を拡大することが効率的な設備形成に資すると当社が判断した場合，Ｎ－1 電制を実施するために発電設備等に設置する制御装置等（以下，「Ｎ－1 電制装置」といいます。）を設置することが適当であると判断した発電設備等を指定して，当該発電設備等を維持および運用する発電者または新規に送電系統への連系を行なう発電者に対して，Ｎ－1 電制装置の設置を求めることがあります。この場合，正当な理由がない限り，発電場所へのＮ－1 電制装置の設置およびその他Ｎ－1 電制の実施に必要な対応をしていただきます。

68　線路無電圧確認装置の設置

発電設備等を連系する変電所の引出口に線路無電圧確認装置が設置されていない場合には，再閉路時の事故防止のために，発電設備等を連系する変電所の引出口に線路無電圧確認装置を設置することといたします。ただし，逆潮流がない場合であって，電力系統との連系に係る保護リレー，計器用変流器，計器用変圧器，遮断器および制御用電源配線が，相互予備となるように2系列化されているときは，線路無電圧確認装置を省略できるものといたします。

なお，2 系列を構成する装置については，次のいずれかにより簡素化を図ることができるものといたします。

(1)　2 系列の保護リレーのうちの 1 系列は，不足電力リレーのみとすることができるものといたします。

(2)　計器用変流器は，不足電力リレーを計器用変流器の末端に配置する場合，1 系列目と2系列目を兼用できるものといたします。

(3)　計器用変圧器は，不足電圧リレーを計器用変圧器の末端に配置する場合，1 系列目と2系列目を兼用できるものといたします。

69　発電機運転制御装置の付加

(1)　系統安定化，潮流制御のための機能

系統安定化，潮流制御等の理由により運転制御が必要な場合には，次の機能を具備した運転制御装置を設置していただきます。

なお，設置については個別に協議させていただきます。

イ　PSS（Power System Stabilizer）

ロ　超速応励磁自動電圧調整機能

(2)　周波数調整のための機能

火力発電設備，混焼バイオマス発電設備（地域資源バイオマス発電設備を除きます。）および揚水発電設備（発電方向）については，次の周波数調整機能を具備していただきます。

なお，その他の発電設備等については，個別に協議させていただきます。

イ　火力発電設備および混焼バイオマス発電設備（地域資源バイオマス発電設備を除きます。）

(イ)　ガバナフリー（GF）運転機能

タービンの調速機（以下，「ガバナ」といいます。）を系統周波数の変動に応じて発電機出力を変化させるように運転（ガバナフリー〔GF〕運転）する機能を具備す

ること。

(ロ) LFC（Load Frequency Control：負荷周波数制御）機能

当社からのLFC信号に追従し，発電機出力を変動させる機能を具備すること。

(ハ) 周波数変動補償機能

標準周波数±0.1Hz をこえた場合，系統の周波数変動により，ガバナで調整した出力を発電所の自動出力制御装置が，出力指令値に引き戻すことがないように，ガバナによる出力変動相当を出力指令値に加算する機能を具備すること。

(ニ) EDC（Economic load Dispatching Control：経済負荷配分制御）機能

当社からの出力指令値に発電機出力を自動追従制御する機能を具備すること。

(ホ) 出力低下防止機能

火力発電設備およびコージェネレーション（ガスタービン・ガスエンジンを採用した60MW未満のコージェネレーションを除きます。）は，周波数48.5Hzまでは発電機出力を低下しない，周波数48.5Hz以下については，1Hz低下するごとに5%以内の出力低下に抑える，または，一度出力低下しても回復する機能もしくは装置を具備すること。

なお，周波数変動に鋭敏な負荷設備や，構内設備（発電用所内電源を除きます。）への電源供給維持のため，自立運転に移行する必要がある自家用発電設備等については，対策内容を協議させていただきます。

なお，具体的な発電設備の性能は，表Ⅳ－4（具体的な火力発電設備および混焼バイオマス発電設備〔地域資源バイオマス発電設備を除く。〕の性能）に示すとおりといたします。ただし，系統の電源構成の状況等，必要に応じて別途協議を行なうことがあります。

表Ⅳ－4　具体的な火力発電設備および混焼バイオマス発電設備

（地域資源バイオマス発電設備を除く。）の性能

	発電機定格出力	100MW 以上	
		ガスタービンおよびガスタービンコンバインドサイクル発電設備	その他の火力発電設備および混焼バイオマス発電設備※7
機能・仕様等	GF 調定率	4%以下	4%以下
	GF 幅※1	5%以上 （定格出力基準）	3%以上 （定格出力基準）
	GF 制御応答性	2 秒以内に出力変化開始， 10 秒以内に GF 幅の出力変化完了※5	
	LFC 幅	±5%以上 （定格出力基準）	±5%以上 （定格出力基準）
	LFC 変化速度※2	5%／分以上 （定格出力基準）	1%／分以上 （定格出力基準）
	LFC 制御応答性	20 秒以内に出力変化開始※5	60 秒以内に出力変化開始※5
	EDC 変化速度※2	5%／分以上 （定格出力基準）	1%／分以上 （定格出力基準）
	EDC 制御応答性	20 秒以内に出力変化開始※5	60 秒以内に出力変化開始※5
	EDC＋LFC 変化速度	10%／分以上 （定格出力基準）	1%／分以上 （定格出力基準）
	最低出力※3※4 （定格出力基準）	30%以下※8 DSS 機能具備※6	30%以下※8

※1　ガスタービンおよびガスタービンコンバインドサイクル発電設備（以下，「GT および GTCC」といいます。）については負荷制限設定値までの上げ余裕値が定格出力の 5%以上，その他の発電機については定格出力の 3%以上を確保。定格出力付近等の要件を満たせない出力帯については別途協議

※2　定格出力付近のオーバーシュート防止や低出力帯での安定運転により要件を満たせない場合には別途協議

※3　気化ガス（BOG）処理等により最低出力を満たせない場合には別途協議

※4　EDC・LFC 指令で制御可能な最低出力。停止により対応する発電設備の場合は，この限りではない。

※5　記載の秒数は目安値とし，可能な限り早期に出力変化開始し，出力変化完了すること。

※6　日間起動停止運転（DSS）は，発電機解列～並列まで８時間以内で可能なこと。
※7　地域資源バイオマス発電設備を除きます。
※8　59（需給バランス制約による発電設備等の出力の抑制）による。

また，周波数調整機能に必要な受信信号（EDC 指令値および LFC 指令値等）を受信する機能，および必要な送信信号（現在出力，可能最大発電出力〔GT および GTCC のみ。〕，EDC・LFC 使用／除外等）を送信する機能を具備していただきます。

ロ　揚水発電設備（発電方向）

(イ)　ガバナフリー（GF）運転機能

水車のガバナを系統周波数の変動に応じて発電機出力を変化させるように運転（ガバナフリー〔GF〕運転）する機能を具備すること。

(ロ)　LFC（Load Frequency Control：負荷周波数制御）機能

当社からの LFC 信号に追従し，発電機出力を変動させる機能を具備すること。

(ハ)　周波数変動補償機能

標準周波数から当社が指定する閾値をこえた場合，系統の周波数変動により，ガバナで調整した出力を発電所の自動出力制御装置が，出力指令値に引き戻すことがないように，ガバナによる出力変動相当を出力指令値に加算する機能を具備すること。ただし，同等の機能を有する場合は省略することができる。

(ニ)　EDC（Economic load Dispatching Control：経済負荷配分制御）機能

当社からの出力指令値に発電機出力を自動追従制御する機能を具備すること。

なお，具体的な発電設備の性能は，表Ⅳ－5（具体的な揚水発電設備〔発電方向〕の性能）に示すとおりといたします。ただし，系統の電源構成の状況等，必要に応じて別途協議を行なうことがあります。

表Ⅳ－5　具体的な揚水発電設備（発電方向）の性能

	発電機定格出力	10MW 以上
機能・仕様等	GF 調定率	5%以下
	GF 幅	最低～定格出力
	GF 制御応答性	2 秒以内に出力変化開始，10 秒以内に変化量を完了 （定格出力の 5%到達にて出力変化の完了とする）※1, ※2
	LFC 幅	最低～定格出力※1
	LFC 変化速度	10%／分以上（定格出力基準）
	LFC 制御応答性	10 秒以内に出力変化開始※2, ※3
	EDC 変化速度	10%／分以上（定格出力基準）
	EDC 制御応答性	10 秒以内に出力変化開始※2, ※3
	EDC＋LFC 変化速度	10%／分以上（定格出力基準）

※1　水路系の影響により制約が発生する場合は別途協議

※2　記載の秒数は目安値とし，可能な限り早期に出力変化開始し，出力変化完了すること。

※3　慣性モーメントが大きい発電機は個別協議

また，周波数調整機能に必要な受信信号（EDC 指令値および LFC 指令値等）を受信する機能，および必要な送信信号（現在出力，EDC・LFC 使用／除外等）を送信する機能を具備していただきます。

(3)　早期再並列のための機能

定格出力の合計が 400MW 以上の火力（GTCC）発電設備については，送電系統の停電解消後，早期に再並列するために必要な装置を設置，または機能を具備していただきます。

(4)　電圧調整のための機能

イ　187kV 以上の系統に連系する発電設備等は，当社が指定する電圧，無効電力または力率に応じて運転可能な機能を具備し，有効電力に応じて出力可能な範囲で無効電力を調整できるようにしていただきます。

ロ　受電電圧が 110kV 以下の発電者の発電設備等でも，必要により，上記イと同じ機能を具備していただくことがあります。

70　中性点接地装置の付加と電磁誘導障害防止対策の実施

中性点の接地が必要な場合は，昇圧用変圧器の中性点に接地装置を設置していただきます。

また，中性点接地装置の設置により，当社の系統において電磁誘導障害防止対策および地中ケーブルの防護対策の強化等が必要となった場合には，適切な対策を講じていただきます。

71　直流流出防止変圧器の設置

逆変換装置を用いて発電設備等を連系する場合は，逆変換装置から直流が系統へ流出することを防止するために,受電地点と逆変換装置との間に変圧器(単巻変圧器を除きます。)を設置していただきます。

なお，設置する変圧器は，直流流出防止専用とする必要はありません。また，次のすべての条件を満たす場合は，変圧器の設置を省略することができます。

(1)　逆変換装置の交流出力側で直流を検出し，交流出力を停止する機能を有すること。

(2)　逆変換装置の直流回路が非接地であること，または逆変換装置に高周波変圧器を用いていること。

72　電　圧　変　動

(1)　常時電圧変動対策

発電設備等の連系による電圧変動は，常時電圧の概ね±1～2%以内を適正値とし，この範囲を逸脱しないよう，自動電圧調整装置（AVR）の設置等により，自動的に電圧を調整していただきます。

(2)　瞬時電圧変動対策

発電設備等の並解列時において，瞬時的に発生する電圧変動に対しても，常時電圧の±2%を目安に適正な範囲内に瞬時電圧変動を抑制していただきます。

イ　同期発電機を用いる場合は，制動巻線付きのもの（制動巻線を有しているものと同等以上の乱調防止効果を有する制動巻線付きでない同期発電機を含みます。）とするとともに自動同期検定装置を設置すること。

ロ　二次励磁制御巻線形誘導発電機を用いる場合には，自動同期検定機能を有するものを用いること。

ハ　誘導発電機を用いる場合で，並列時の瞬時電圧低下により系統の電圧が常時電圧から±2%程度をこえて逸脱するおそれがあるときは，限流リアクトル等を設置すること。

なお，これにより対応できない場合には，同期発電機を用いる等の対策を行なうこと。

ニ　自励式の逆変換装置を用いる場合は，自動的に同期が取れる機能を有するものを用

いること。

ホ　他励式の逆変換装置を用いる場合で，並列時の瞬時電圧低下により系統の電圧が適正値（常時電圧の 2%を目安とします。）を逸脱するおそれがあるときは，限流リアクトル等を設置すること。

なお，これにより対応できない場合には，自励式の逆変換装置を用いること。

ヘ　発電設備等の出力変動や頻繁な並解列による電圧変動により他者に電圧フリッカ等の影響を及ぼすおそれがあるとき，適正値を逸脱するおそれがあるときには，次に示す電圧変動の抑制や並解列の頻度を低減する対策を行なうこと。

(イ)　風力発電設備等の頻繁な並解列により電圧フリッカ等が適正値を逸脱するおそれがあるときには，SVC の設置やサイリスタ等によるソフトスタート機能を有する装置を用いること。

(ロ)　風力発電設備等の出力変動により電圧フリッカ等が適正値を逸脱するおそれがあるときには，SVC 等を設置すること。

［対策要否の判定基準例］

受電地点における電圧フリッカレベル（ΔV_{10}）を 0.45V 以下（当該設備のみの場合は，0.23V 以下）に維持する。

(3)　そ　の　他

連系用変圧器加圧時の励磁突入電流による瞬時電圧低下により，系統の電圧が常時電圧から 10%をこえて逸脱するおそれがあるときは，その抑制対策を実施していただきます。

73 出　力　変　動

再生可能エネルギー発電設備を連系する場合であって，出力変動により他者に影響を及ぼすおそれがあるときは，出力変化率制限機能の具備等の対策を行なっていただきます。

(1)　太陽光発電設備の場合

発電に必要な自然エネルギーが得られる状況において，系統周波数が上昇または低下し適正値を逸脱するおそれがある場合は，発電設備の出力を調定率に応じて，自動的に出力変化すること。

(2)　風力発電設備の場合

イ　発電に必要な自然エネルギーが得られる状況において，連系点での 5 分間の最大変動幅が発電所設備容量の 10%以下となるよう対策を行なうこと。

なお，ウィンドファームコントローラーを有しない小規模発電所については，対策を別途協議する。

ロ　高風速時にカットアウトが予想される場合は，即座に停止しないよう，ストーム制御機能を具備する等の対策を行なうこと。また，カットインが予想される場合は，徐々に出力を上昇するよう対策を行なうこと。

ハ　発電に必要な自然エネルギーが得られる状況において，系統周波数が上昇または低下し適正値を逸脱するおそれがある場合は，発電設備の出力を調定率に応じて自動的に出力変化すること。

なお，具体的な発電設備の性能は，表Ⅳ－6（具体的な太陽光発電設備または風力発電の性能）の範囲で当社から指定する値とします。ただし，系統の電源構成の状況等，必要に応じて別途協議させていただきます。

表Ⅳ－6（具体的な太陽光発電設備または風力発電の性能）

	定格出力合計	2MW 以上
		太陽光発電設備または風力発電設備
機能・仕様等	調定率	2～5％
	制御応答性	2 秒以内に出力変化開始，10 秒以内に変化量を完了 （出力変化量の 50%到達にて出力変化の完了とする）
	不感帯	±0.1Hz 以下
	リザーブ量 （出力変化幅）※	0～10％（定格出力基準）

※リザーブ量は系統周波数低下時の出力増加対応として，発電出力の抑制時に使用可能なこと。

74　短絡電流および地絡電流対策

発電設備等の連系により系統の短絡電流および地絡電流が他者の遮断器の遮断容量等を上回るおそれがある場合は,短絡電流および地絡電流を制限する装置(限流リアクトル等)を設置していただきます。

75　発電機定数・諸元

連系系統や電圧階級によっては，発電機の安定運転対策や短絡電流および地絡電流抑制対策，慣性低下対策等の面から，発電機定数を当社から指定させていただく場合があります。

なお，標準的な発電機の過渡リアクタンス等の定数は，表Ⅳ－7（標準的な火力発電機の

定数）に示す項目といたします。

表Ⅳ－7　標準的な火力発電機の定数

発電機定数	標準的な値
直軸過渡リアクタンス　(Xd’)	21　～　34　(%) ※（不飽和値）
直軸初期過渡リアクタンス（Xd”）	14　～　28　(%) ※（不飽和値）
直軸同期リアクタンス　(Xd)	150　～　230　(%) ※
直軸開路時定数　(Tdo’)	5.0　～　10.0　(sec)
直軸初期開路時定数　(Tdo”)	0.03　～　0.10　(sec)
単位慣性定数　(2H)	7　～　20　(kW･sec／kVA)

※　発電機定格容量ベース

当社の求めに応じて，表Ⅳ－8（当社の求めに応じて提出していただく発電機諸元）の諸元を提出していただきます。

表Ⅳ－8　当社の求めに応じて提出していただく発電機諸元

電源種	設　備	諸　元
共　通	発電プラント	定格容量，定格出力，台数，定格電圧
		最低出力
		所内負荷（定格，最低）
		力率（定格，運転可能範囲）
		運転可能周波数の範囲，運転継続時間
		単線結線図，系統並解列箇所
		発電プラントモデル（原動機の種類，発電機の種類）
		電気所監視制御方式
	構内設備	自家消費電力の最大値，最小値
		総合負荷力率
		電動機容量（高圧・低圧）
		電灯容量
		高調波発生機器と高調波対策資料
		電圧フリッカの発生源と対策設備資料
	受電用変圧器，連系用変圧器	定格（定格容量，定格電圧）
		インピーダンス（タップ電圧毎，変圧器定格容量ベース）
		励磁特性曲線
		制御方式，整定値
	調相設備	定格容量，台数
		制御方式，整定値
	アクセス線・構内線路	インピーダンス，アドミタンス

電源種	設　備	諸　元
共　通	遮断器	定格（遮断電流，遮断時間）
		自動同期検定装置の有無
	保護装置	設置要素
		仕様
		設置場所
		設置相数
		解列箇所
		整定範囲
		整定値
		CT 比，VT 比
		シーケンスブロック
		送電線再閉路方式
	記　録	電気現象記録装置
誘導機	発電プラント	拘束リアクタンス
		限流リアクトル容量
		限時リアクトルインピーダンス
		慣性定数
		定格すべり
		等価回路定数

電源種	設　備	諸　元
同期機	発電プラント	各種内部リアクタンス（飽和値，不飽和値）
		各種短絡時定数・開路時定数
		慣性定数（発電機＋タービン）
		制動巻線の有無
		飽和特性
		可能出力曲線
		発電機軸モデル
		発電機プラントモデル，モデル構築に必要なプラント，制御系の各種定数（ボイラ，タービン，水車等）
		並解列所要時間（平常時，事故時）
	制御装置	ガバナ系ブロック（調定率，GF 幅，CV，ICV モデルを含む）
		LFC・発電機出力制御ブロック
		EDC 変化速度（出力毎）
		LFC 幅・変化速度（出力毎）
		出力キープタイム（出力毎，上げ下げ）
		励磁装置の形式（直流・交流・サイリスタ・他） 応答速度（超速応励磁か否か）
		励磁系ブロック（AVR，PSS，PSVR）
		FRT 要件の適用有無
		過励磁保護 59V/F ブロック
		OEL，UEL ブロック
水　力	発電プラント 制御装置	揚水待機・開始所要時間
		上ダム・下ダム運用可能水位
		電水比（kW/(m^3/s)）

電 源 種	設　　備	諸　　元
逆変換装置	発電プラント制御装置	メーカ，型式
		単独運転検出方式，整定値
		逆変換装置の容量
		通電電流制限値
		系統事故時の力率制御時間
		三相事故時の事故電流（大きさ，供給時間）
		一，二相事故時の事故電流（大きさ，供給時間）
		FRT 要件の適用有無
		無効電力制御方式，整定値
		慣性力供給能力
太 陽 光	発電プラント 制御装置	発電機・制御モデル，モデルの各種定数
風　　力	発電プラント 制御装置	周波数調定率設定可能範囲，不感帯設定可能範囲
		発電機の出力特性
		出力変動対策の方法
		蓄電池，ウィンドファームコントローラーの有無
		発電機・制御モデル，モデルの各種定数
蓄 電 池	発電プラント	蓄電容量
二次励磁機	発電プラント	拘束リアクタンス

また，必要に応じて，記載されていない諸元等，最新の諸元等を提供していただくことがあります。

76 昇圧用変圧器

連系系統や電圧階級によっては，短絡電流および地絡電流抑制対策，安定度維持対策，送電線保護リレー協調等の面から，昇圧用変圧器のインピーダンス等を当社から指定させていただく場合があります。また，無電圧タップ切替器の仕様（タップ数，電圧値，調整幅等）等を指定させていただく場合があります。

77 連 絡 体 制

(1) 発電者の構内事故や系統側の事故等により，連系用遮断器が動作した場合等（サイバー攻撃により設備異常が発生し，または発生するおそれがある場合を含みます。）には，当社制御所等と発電者との間で迅速かつ的確な情報連絡を行ない，すみやかに必要な措置を講ずる必要があります。このため，当社制御所等と発電者の技術員駐在箇所等との間には，保安通信用電話設備（専用保安通信用電話設備または電気通信事業者の専用回線電話）を設置していただきます。ただし，保安通信用電話設備は，33kV 以下の特別高圧電線路と連系する場合には，次のうちのいずれかを用いることができます。

イ 専用保安通信用電話設備

ロ 電気通信事業者の専用回線電話

ハ 次の条件をすべて満たす場合においては，一般加入電話または携帯電話

(イ) 発電者側の交換機を介さず直接技術員との通話が可能な方式（交換機を介する代表番号方式ではなく，直接技術員駐在箇所へつながる単番方式）とし，発電設備等の保守監視場所に常時設置されていること。

(ロ) 話中の場合に割り込みが可能な方式（キャッチホン等）であること。

(ハ) 停電時においても通話可能なものであること。

(ニ) 災害時等において当社制御所等と連絡が取れない場合には，当社制御所等との連絡が取れるまでの間，発電設備等の解列または運転を停止すること。また，保安規程上明記されていること。

(2) 特別高圧電線路と連系する場合には，当社制御所等と発電者との間に，系統運用上等必要な情報が相互に交換できるようスーパービジョンおよびテレメータを設置していただきます。この場合，収集する情報は，原則として，表Ⅳ－9（系統運用上等必要な情報）に示す項目といたします。

表Ⅳ－9　系統運用上等必要な情報

情報種別	情報内容
スーパービジョン	発電機並列用遮断器の開閉状態※1
	連系用遮断器の開閉状態
	連系用断路器の開閉状態
	連系送電線用接地開閉器の開閉状態
	連系用遮断器を開放する線路保護リレーの動作状態
	線路保護リレーの切替開閉器の状態
	線路保護リレーの異常表示
	構内保護（母線保護）リレーの動作状態
	電圧・無効電力の制御モード
テ レ メ ー タ	発電機の有効電力
	発電機の無効電力
	連系する母線（引込口母線）の電圧
	引込口（受電地点）の有効電力
	引込口（受電地点）の無効電力
	引込口（受電地点）の有効電力量（風力または太陽光発電設備の場合）
	引込口（受電地点）の無効電力量（風力または太陽光発電設備の場合）
	代表風車地点の風向・風速※2（風力発電設備の場合）
	発電最大能力値※3（風力発電設備の場合）
	全天日射強度（太陽光発電設備の場合）

※1　慣性把握のため，系統に慣性を供給できる同期発電機は，最小単位の発電設備１台毎に設置していただきます。

※2　ナセルで計測する風向・風速

※3　運転可能な発電設備の定格出力（出力制約がある場合は可能な範囲でそれを考慮）の合計。ただし，困難な場合は運転可能な発電設備の台数

78　電気現象記録装置

発電設備等の挙動等を正確に把握するため，短い周期で時刻同期のとれた電圧，電流，電力等の計測値を連続的に記録し，当社制御所等へ伝送する電気現象記録装置（自動オシロ装置，高調波監視記録装置等を含みます。）を設置していただくことがあります。

79　サイバーセキュリティ対策

事業用電気工作物(発電事業の用に供するものに限ります。)は,電気事業法にもとづき,電力制御システムセキュリティガイドラインに準拠した対策を講じていただきます。

自家用電気工作物（発電事業の用に供するものおよび小規模事業用電気工作物を除きます。）に係る遠隔監視システムおよび制御システムは，自家用電気工作物に係るサイバーセキュリティの確保に関するガイドラインに準拠した対策を講じていただきます。

上記以外の発電設備等については,サイバー攻撃による発電設備等の異常動作を防止し,または発電設備等がサイバー攻撃を受けた場合にすみやかな異常の除去，影響範囲の局限化等を行なうために次のとおり,適切なサイバーセキュリティ対策を講じていただきます。

(1)　外部ネットワークや他ネットワークを通じた発電設備等の制御に係るシステムへの影響を最小化するための対策を講じること。

(2)　発電設備等の制御に係るシステムには，マルウェアの侵入防止対策を講じること。

(3)　発電設備等に関し，セキュリティ管理責任者を設置すること。

Ⅳ－2　需要設備の連系に必要な技術要件

80　電　気　方　式

需要設備の電気方式は，連系する系統の電気方式（交流三相 3 線式）と同一としていただきます。

81　力　　率

需要者の供給地点における力率は，原則として，系統側からみて遅れ力率 85%以上とするとともに，系統側からみて進み力率とならないようにしていただきます。

また，系統運用上必要がある場合には，進相用コンデンサの開放をお願いすることがあります。

82　高　調　波

高調波発生機器を使用した電気設備を当社系統に接続する場合に，その高調波電流を抑

制するため，以下の要件を遵守していただきます。

(1)　対象となる需要者

イ　設置する高調波発生機器の容量を 6 パルス変換器容量に換算し，それぞれの機器の換算容量を総和したもの（以下，Ⅳ〔特別高圧系統との連系に必要な技術要件〕において，「等価容量」といいます。）を計算し，託送供給申込み時に当社にその値を通知していただきます。このうち，以下に該当する需要者（以下，Ⅳ〔特別高圧系統との連系に必要な技術要件〕において，「対象者」といいます。）が，本要件の対象となります。

(イ)　22kV または 33kV の系統に連系する需要者であって，等価容量の合計が 300kVA をこえる場合

(ロ)　66kV 以上の系統に連系する需要者であって，等価容量の合計が 2,000kVA をこえる場合

ロ　イの等価容量を算出する場合に対象とする高調波発生機器は，300V 以下の系統に接続して使用する定格電流 20A／相以下の電気・電子機器（家電・汎用品）以外の機器といたします。

ハ　対象者がロに該当する高調波発生機器を新設，増設または更新する場合等に適用いたします。

なお，ロに該当する高調波発生機器の新設，増設または更新等によって新たに対象者に該当する場合においても適用いたします。

(2)　高調波流出電流の算出

対象者は，系統に流出する高調波流出電流の算出を以下のとおり実施していただきます。

イ　高調波流出電流は，高調波発生機器ごとの定格運転状態において発生する高調波電流を合計し，これに高調波発生機器の最大稼働率を乗じたものといたします。

ロ　高調波流出電流は，高調波の次数ごとに合計するものといたします。

ハ　対象とする高調波の次数は，40 次以下といたします。

ニ　対象者の構内に高調波流出電流を低減する設備がある場合は，その低減効果を考慮することができるものといたします。

(3)　高調波流出電流の上限値

対象者から系統に流出する高調波流出電流の許容される上限値は，高調波の次数ごとに，表Ⅳ－10（1kW あたりの高調波流出電流上限値）に示す値に接続送電サービス契約電力または臨時接続送電サービス契約電力を乗じた値といたします。

(4)　高調波流出電流の抑制対策の実施

対象者は,(2)の高調波流出電流が,(3)の高調波流出電流の上限値をこえる場合には,高調波流出電流を高調波流出電流の上限値以下となるよう必要な対策を講じていただきます。

表Ⅳ－10　1kW あたりの高調波流出電流上限値　（単位：mA／kW）

連系電圧	5 次	7 次	11 次	13 次	17 次	19 次	23 次	23 次超過
22kV	1.8	1.3	0.82	0.69	0.53	0.47	0.39	0.36
33kV	1.2	0.86	0.55	0.46	0.35	0.32	0.26	0.24
66kV	0.59	0.42	0.27	0.23	0.17	0.16	0.13	0.12
110kV	0.35	0.25	0.16	0.13	0.10	0.09	0.07	0.07
187kV	0.20	0.14	0.09	0.08	0.06	0.05	0.04	0.04
275kV	0.14	0.10	0.06	0.05	0.04	0.03	0.03	0.02

83　電圧フリッカ

需要者の設備にフリッカ発生源がある場合は，必要に応じて需要者においてフリッカ抑制対策を実施していただきます。

なお，フリッカ値は，原則として 1 時間分の ΔV_{10} 値（1 分データ）の 4 番目最大値が 0.45V 以下となるようにしていただきます。

84　電圧不平衡

三相同期発電機や三相誘導電動機等の回転機では,電圧不平衡により逆相電流が発生し,過熱する場合があるため，電圧不平衡率が 3%程度を逸脱する場合は，負荷のアンバランス是正，または専用の接続設備により連系する等，必要な対策を実施していただきます。

85　電圧変動対策

受電用変圧器加圧時の励磁突入電流による瞬時電圧低下により，系統の電圧が常時電圧から 10%をこえて逸脱するおそれがあるときは，その抑制対策を実施していただきます。

86　保護協調

構内設備の故障または系統の事故時に，事故の除去，事故範囲の局限化，系統運用の安定，公衆保安の確保等を行なうために，次の考え方にもとづき保護協調を図っていただき

ます。

(1)　構内設備の異常および故障に対しては，この影響を連系する系統へ波及させないために，構内設備を当該系統から遮断すること。

(2)　連系する系統に事故が発生した場合は，系統保護方式に応じて必要なときには，当該系統から構内設備を遮断すること。

(3)　連系する系統以外の事故時には，原則として構内設備は遮断されないこと。

87　保護装置の設置

(1)　構内設備故障対策

構内設備故障時の保護のため，過電流リレーおよび地絡過電流リレー等を設置していただきます。また，変圧器保護として過電流リレーまたは比率差動リレーを設置していただきます。この他，中性点直接接地系統に連系する場合は高速遮断ができる母線保護リレー等を設置していただきます。

なお，中性点直接接地系統において，構内設備故障時の停電範囲の局限化のために送電線保護を必要とする場合は，連系する系統と同一の保護装置を設置していただきます。送電線保護リレーは，表Ⅳ－2（標準的な送電線保護リレー）に示す方式といたします。

また，表Ⅳ－2（標準的な送電線保護リレー）に記載されていないものについては別途協議させていただきます。

(2)　系統側事故対策

常時2回線連系等，送電線保護が必要となる場合は，連系する系統と同一の保護装置を設置していただきます。送電線保護リレーは，表Ⅳ－2（標準的な送電線保護リレー）に示す方式といたします。

なお，表Ⅳ－2（標準的な送電線保護リレー）に記載されていないものについては別途協議させていただきます。

また，連系された系統の事故時に早期復旧を図るため自動再閉路装置を採用する必要がある場合には，別途協議させていただきます。

88　連　絡　体　制

(1)　需要者の構内事故や系統側の事故等により，連系用遮断器が動作した場合等には，当社制御所等と需要者との間で迅速かつ的確な情報連絡を行ない，すみやかに必要な措置を講ずる必要があります。このため，当社制御所等と需要者の技術員駐在箇所等との間には，保安通信用電話設備（専用保安通信用電話設備または電気通信事業者の専用回線電話）を設置していただきます。ただし，33kV以下の特別高圧電線路と連系する場合で，

かつ以下に示す条件をすべて満たす場合においては，一般加入電話または携帯電話等を使用することができるものとし，別途協議させていただきます。

イ　需要者側の交換機を介さず直接技術員との通話が可能な方式（交換機を介する代表番号方式ではなく，直接技術員駐在箇所へつながる単番方式）とし，需要設備の保守監視場所に常時設置されていること。

ロ　話中の場合に割り込みが可能な方式（キャッチホン等）とすること。

ハ　停電時においても通話可能なものであること。

(2)　系統運用上必要な情報を当社制御所等に伝送するために，情報伝送装置を設置させていただきます。また，情報伝送装置により伝送していただく情報項目は，表Ⅳ－11（系統運用上必要な情報）に示す項目といたします。

なお，設備構成等により，これ以外の遮断器の開閉状態に関する情報等が必要となる場合があります。

表Ⅳ－11　系統運用上必要な情報

情報種別	情報内容※1
スーパービジョン	連系用遮断器の開閉状態
	連系用断路器の開閉状態
	連系送電線用接地開閉器の開閉状態
	構内保護（母線保護）リレーの動作状態※2
テ　レ　メ　ー　タ	供給地点の有効電力

※1　表中に記載されていないものについては別途協議

※2　保護リレー装置の動作表示には，不良表示および切替開閉器の状態表示を含みます。

89　サイバーセキュリティ対策

自家用電気工作物（発電事業の用に供するものおよび小規模事業用電気工作物を除きます。）に係る遠隔監視システムおよび制御システムは，自家用電気工作物に係るサイバーセキュリティの確保に関するガイドラインに準拠した対策を講じていただきます。

電気事業法施行規則第 19 条第２項
の規定に基づく添付書類

１．変更を必要とする理由

２．託送供給等約款の変更の内容および新旧対比表

３．工事に関する費用の負担に関する算出の根拠および決定の方法に関する説明書

１．変更を必要とする理由

変更を必要とする理由

このたび当社は，第 52 回総合資源エネルギー調査会省エネルギー・新エネルギー分科会／電力・ガス事業分科会再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会（令和５年６月 21 日開催）において，混雑緩和希望者提起による系統増強プロセス（以下「混雑緩和プロセス」といいます。）における費用負担について，系統増強を希望した発電事業者の負担を基本とした上で，混雑緩和プロセスによる系統増強が一般送配電事業者の計画している設備更新と同調できるなど，一般送配電事業者の受益と評価できる部分については，一般負担として控除する整理がなされたことおよび第 69 回広域系統整備委員会（令和５年８月９日開催）において，混雑緩和プロセスにかかる手続き，開始検討料やプロセス参加者に求める保証金について，従来の一括検討プロセスと同等に設定する整理がなされたことを踏まえ，当該内容を供給条件に反映するべく，託送供給等約款を変更することといたしました。

また，第 72 回総合資源エネルギー調査会電力・ガス事業分科会電力・ガス基本政策小委員会（令和６年３月 29 日開催）において，令和７年４月１日までに災害時の特別な措置を託送供給等約款等において規定する整理がなされたことを踏まえ，当該内容を供給条件に反映するべく，託送供給等約款を変更することといたしました。

つきましては，電気事業法第 18 条第１項の規定にもとづき，ここに託送供給等約款の変更を申請する次第であります。

２．託送供給等約款の変更の内容および新旧対比表

託送供給等約款の変更の内容

託送供給等約款の変更につきましては，混雑緩和プロセスにおける費用負担等について整理がなされたこと，災害時の特別な措置を託送供給等約款に規定する整理がなされたことを踏まえ，必要となる変更を行なうとともに，その他の今日的見直しをいたしました。

「託送供給等約款（令和７年４月１日実施）」 新 旧 対 比 表

変更前（令和６年10月１日実施）	変更後（令和７年４月１日実施）
託送供給等約款	託送供給等約款
令和６年10月１日実施	令和７年４月１日実施
北海道電力ネットワーク株式会社	北海道電力ネットワーク株式会社

「託送供給等約款（令和７年４月１日実施）」 新 旧 対 比 表

変更前（令和６年10月１日実施）	変更後（令和７年４月１日実施）

目　　次

Ⅰ　総　　則

1　適　　用 …… 1
2　託送供給等約款の届出および変更 …… 2
3　定　　義 …… 2
4　代表契約者の選任 …… 7
5　託送供給等に関する取扱い …… 7
6　単位および端数処理 …… 7
7　実　施　細　目 …… 8

Ⅱ　契約の申込み

8　契　約　の　要　件 …… 9
9　検討および契約の申込み …… 13
10　契約の成立および契約期間 …… 20
11　託送供給等の開始 …… 21
12　供給準備その他必要な手続きのための協力 …… 21
13　電気方式，電圧および周波数 …… 22
14　発電場所および需要場所 …… 23
15　供給および契約の単位 …… 25
16　承　諾　の　限　界 …… 29
17　契　約　書　の　作　成 …… 29

Ⅲ　料　　金

18　料　　金 …… 30
19　接続送電サービス …… 31
20　臨時接続送電サービス …… 56
21　予備送電サービス …… 65
22　系統連系受電サービス …… 66
23　発電量調整受電計画差対応電力 …… 70
24　接続対象計画差対応電力 …… 71
25　需要抑制量調整受電計画差対応電力 …… 72
26　給電指令時補給電力 …… 73

目　　次

Ⅰ　総　　則

1　適　　用 …… 1
2　託送供給等約款の認可および変更 …… 2
3　定　　義 …… 2
4　代表契約者の選任 …… 7
5　託送供給等に関する取扱い …… 7
6　単位および端数処理 …… 7
7　実　施　細　目 …… 8

Ⅱ　契約の申込み

8　契　約　の　要　件 …… 9
9　検討および契約の申込み …… 13
10　契約の成立および契約期間 …… 20
11　託送供給等の開始 …… 21
12　供給準備その他必要な手続きのための協力 …… 21
13　電気方式，電圧および周波数 …… 22
14　発電場所および需要場所 …… 23
15　供給および契約の単位 …… 25
16　承　諾　の　限　界 …… 29
17　契　約　書　の　作　成 …… 29

Ⅲ　料　　金

18　料　　金 …… 30
19　接続送電サービス …… 31
20　臨時接続送電サービス …… 56
21　予備送電サービス …… 65
22　系統連系受電サービス …… 66
23　発電量調整受電計画差対応電力 …… 70
24　接続対象計画差対応電力 …… 71
25　需要抑制量調整受電計画差対応電力 …… 72
26　給電指令時補給電力 …… 73

「託送供給等約款（令和７年４月１日実施）」 新 旧 対 比 表

変更前（令和６年10月１日実施）	変更後（令和７年４月１日実施）
Ⅳ　料金の算定および支払い	**Ⅳ　料金の算定および支払い**
27　料金の適用開始の時期 …… 75	27　料金の適用開始の時期 …… 75
28　検　針　日 …… 75	28　検　針　日 …… 75
29　料金の算定期間 …… 76	29　料金の算定期間 …… 76
30　計　量 …… 77	30　計　量 …… 77
31　電力および電力量の算定 …… 79	31　電力および電力量の算定 …… 79
32　損　失　率 …… 96	32　損　失　率 …… 96
33　料金の算定 …… 97	33　料金の算定 …… 97
34　支払義務の発生および支払期日 …… 101	34　支払義務の発生および支払期日 …… 101
35　料金その他の支払方法 …… 102	35　料金その他の支払方法 …… 102
36　保　証　金 …… 105	36　保　証　金 …… 105
37　連　帯　責　任 …… 107	37　連　帯　責　任 …… 107
Ⅴ　供　給	**Ⅴ　供　給**
38　託送供給等の実施 …… 108	38　託送供給等の実施 …… 108
39　給電指令の実施等 …… 111	39　給電指令の実施等 …… 111
40　適正契約の保持等 …… 115	40　適正契約の保持等 …… 113
41　契約超過金 …… 116	41　契約超過金 …… 114
42　力率の保持 …… 119	42　力率の保持 …… 117
43　発電場所および需要場所への立入りによる業務の実施 …… 119	43　発電場所および需要場所への立入りによる業務の実施 …… 117
44　託送供給等にともなう協力 …… 120	44　託送供給等にともなう協力 …… 118
45　託送供給等の停止 …… 120	45　託送供給等の停止 …… 119
46　託送供給等の停止の解除 …… 122	46　託送供給等の停止の解除 …… 120
47　託送供給等の停止期間中の料金 …… 122	47　託送供給等の停止期間中の料金 …… 120
48　違　約　金 …… 122	48　違　約　金 …… 120
49　損害賠償の免責 …… 123	49　損害賠償の免責 …… 121
50　設備の賠償 …… 123	50　設備の賠償 …… 121
Ⅵ　契約の変更および終了	**Ⅵ　契約の変更および終了**
51　契約の変更 …… 124	51　契約の変更 …… 123
52　名義の変更 …… 126	52　名義の変更 …… 125
53　契約の廃止 …… 126	53　契約の廃止 …… 126
54　供給開始後の契約の消滅または変更にともなう料金および工事費の精算 …… 127	54　供給開始後の契約の消滅または変更にともなう料金および工事費の精算 …… 127
55　解　約　等 …… 132	55　解　約　等 …… 132
56　契約消滅後の債権債務関係 …… 134	56　契約消滅後の債権債務関係 …… 134

「託送供給等約款（令和７年４月１日実施）」 新 旧 対 比 表

変更前（令和６年10月１日実施）	変更後（令和７年４月１日実施）
Ⅶ　受電方法および供給方法ならびに工事	**Ⅶ　受電方法および供給方法ならびに工事**
57　受電地点，供給地点および施設 …… 135	57　受電地点，供給地点および施設 …… 135
58　架 空 引 込 線 …… 136	58　架 空 引 込 線 …… 136
59　地 中 引 込 線 …… 137	59　地 中 引 込 線 …… 137
60　連接引込線等 …… 138	60　連接引込線等 …… 138
61　中高層集合住宅等における受電方法および供給方法 …… 139	61　中高層集合住宅等における受電方法および供給方法 …… 139
62　引込線の接続 …… 139	62　引込線の接続 …… 139
63　計量器等の取付け …… 139	63　計量器等の取付け …… 139
64　通信設備等の施設 …… 140	64　通信設備等の施設 …… 140
65　専用供給設備 …… 141	65　専用供給設備 …… 141
66　電流制限器等の取付け …… 142	66　電流制限器等の取付け …… 142
Ⅷ　工事費の負担	**Ⅷ　工事費の負担**
67　受電地点への供給設備の工事費負担金 …… 143	67　受電地点への供給設備の工事費負担金 …… 143
68　受電用計量器等の工事費負担金 …… 146	68　受電用計量器等の工事費負担金 …… 146
69　会社間連系設備の工事費負担金 …… 146	69　会社間連系設備の工事費負担金 …… 147
70　供給地点への供給設備の工事費負担金 …… 147	70　供給地点への供給設備の工事費負担金 …… 147
71　工事費負担金の申受けおよび精算 …… 154	71　工事費負担金の申受けおよび精算 …… 154
72　供給開始に至らないで契約を廃止または変更される場合の費用の申受け …… 156	72　供給開始に至らないで契約を廃止または変更される場合等の費用の申受け … 156
73　臨 時 工 事 費 …… 156	73　臨 時 工 事 費 …… 157
74　工事費等に関する契約書の作成 …… 157	74　工事費等に関する契約書の作成 …… 157
Ⅸ　保　　安	**Ⅸ　保　　安**
75　保 安 の 責 任 …… 158	75　保 安 の 責 任 …… 158
76　保安等に対する発電者および需要者の協力 …… 158	76　保安等に対する発電者および需要者の協力 …… 158
77　調　　査 …… 158	77　調　　査 …… 158
78　調査等の委託 …… 159	78　調査等の委託 …… 159
79　調査に対する需要者の協力 …… 159	79　調査に対する需要者の協力 …… 159
80　検査または工事の受託 …… 159	80　検査または工事の受託 …… 159
81　自家用電気工作物 …… 160	81　自家用電気工作物 …… 160
附　　則 …… 161	**附　　則** …… 161
別　　表 …… 211	**別　　表** …… 213

変更前（令和6年10月1日実施）	変更後（令和7年4月1日実施）
Ⅰ　総　　則	**Ⅰ　総　　則**
1　適　　用 当社が，小売電気事業，当社以外の一般送配電事業，特定送配電事業もしくは電気事業法第2条第1項第5号ロにもとづき行なわれる電気の供給（以下「自己等への電気の供給」といいます。）の用に供するための託送供給または電気事業法第2条第1項第7号に定める電力量調整供給を行なうときの料金および必要となるその他の供給条件は，この託送供給等約款（以下「この約款」といいます。）によります。 なお，この約款において託送供給および電力量調整供給とは，次のものをいいます。 (1)　託送供給 次の接続供給および振替供給をいいます。 イ　接続供給 当社が契約者から受電し，当社が維持および運用する供給設備を介して，同時に，その受電した場所以外の当社の供給区域（北海道をいいます。）内の場所（会社間連系点を除きます。）において，契約者の小売電気事業，特定送配電事業または自己等への電気の供給の用に供するための電気を契約者に供給することをいいます。 ロ　振替供給 当社が契約者から小売電気事業，当社以外の一般送配電事業，特定送配電事業または自己等への電気の供給の用に供するための電気を受電し，当社が維持および運用する供給設備を介して，同時に，その受電した場所以外の会社間連系点において，契約者に，その受電した電気の量に相当する量の電気を供給することをいいます。 (2)　電力量調整供給 次の発電量調整供給および需要抑制量調整供給をいいます。 イ　発電量調整供給 当社が発電契約者から，当社が行なう託送供給に係る小売電気事業，一般送配電事業，特定送配電事業または自己等への電気の供給の用に供するための電気を受電し，当社が維持および運用する供給設備を介して，同時に，その受電した場所において，発電契約者に，発電契約者があらかじめ当社に申し出た量の電気を供給することをいいます。 ロ　需要抑制量調整供給 当社が需要抑制契約者から，特定卸供給の用に供するための電気（小売電気事業または特定送配電事業の供給の用に供するための電気で，電気事業法施行規則第1条第2項第7号に定める特定抑制依頼によってえられた電気に限ります。）を受電し，当社が維持および運用する供給設備を介して，同時に，その受電した場所において，需要抑制契約者に，需要抑制契約者があらかじめ当社に申し出た量の電気を供給することをいいます。	**1　適　　用** 当社が，小売電気事業，当社以外の一般送配電事業，特定送配電事業もしくは電気事業法第2条第1項第5号ロにもとづき行なわれる電気の供給（以下「自己等への電気の供給」といいます。）の用に供するための託送供給または電気事業法第2条第1項第7号に定める電力量調整供給を行なうときの料金および必要となるその他の供給条件は，この託送供給等約款（以下「この約款」といいます。）によります。 なお，この約款において託送供給および電力量調整供給とは，次のものをいいます。 (1)　託送供給 次の接続供給および振替供給をいいます。 イ　接続供給 当社が契約者から受電し，当社が維持および運用する供給設備を介して，同時に，その受電した場所以外の当社の供給区域（北海道をいいます。）内の場所（会社間連系点を除きます。）において，契約者の小売電気事業，特定送配電事業または自己等への電気の供給の用に供するための電気を契約者に供給することをいいます。 ロ　振替供給 当社が契約者から小売電気事業，当社以外の一般送配電事業，特定送配電事業または自己等への電気の供給の用に供するための電気を受電し，当社が維持および運用する供給設備を介して，同時に，その受電した場所以外の会社間連系点において，契約者に，その受電した電気の量に相当する量の電気を供給することをいいます。 (2)　電力量調整供給 次の発電量調整供給および需要抑制量調整供給をいいます。 イ　発電量調整供給 当社が発電契約者から，当社が行なう託送供給に係る小売電気事業，一般送配電事業，特定送配電事業または自己等への電気の供給の用に供するための電気を受電し，当社が維持および運用する供給設備を介して，同時に，その受電した場所において，発電契約者に，発電契約者があらかじめ当社に申し出た量の電気を供給することをいいます。 ロ　需要抑制量調整供給 当社が需要抑制契約者から，特定卸供給の用に供するための電気（小売電気事業または特定送配電事業の供給の用に供するための電気で，電気事業法施行規則第1条第2項第7号に定める特定抑制依頼によってえられた電気に限ります。）を受電し，当社が維持および運用する供給設備を介して，同時に，その受電した場所において，需要抑制契約者に，需要抑制契約者があらかじめ当社に申し出た量の電気を供給することをいいます。
2　託送供給等約款の届出および変更 (1)　この約款は，電気事業法第18条第5項の規定にもとづき，経済産業大臣に届け出たものです。	**2　託送供給等約款の認可および変更** (1)　この約款は，電気事業法第18条第1項の規定にもとづき，経済産業大臣の認可を受けたものです。

変更前（令和６年10月１日実施）	変更後（令和７年４月１日実施）
(2)　当社は，経済産業大臣の認可を受け，または経済産業大臣に届け出て，この約款を変更することがあります。この場合には，料金および必要となるその他の供給条件は，変更後の託送供給等約款によります。	(2)　当社は，経済産業大臣の認可を受け，または経済産業大臣に届け出て，この約款を変更することがあります。この場合には，料金および必要となるその他の供給条件は，変更後の託送供給等約款によります。
3　定　　義 次の言葉は，この約款においてそれぞれ次の意味で使用いたします。	**3　定　　義** 次の言葉は，この約款においてそれぞれ次の意味で使用いたします。
(1)　契　約　者 この約款にもとづいて当社と接続供給契約または振替供給契約を締結する小売電気事業者，一般送配電事業者，特定送配電事業者または自己等への電気の供給を行なう者をいいます。	(1)　契　約　者 この約款にもとづいて当社と接続供給契約または振替供給契約を締結する小売電気事業者，一般送配電事業者，特定送配電事業者または自己等への電気の供給を行なう者をいいます。
(2)　発電契約者 この約款にもとづいて当社と発電量調整供給契約を締結する者をいいます。	(2)　発電契約者 この約款にもとづいて当社と発電量調整供給契約を締結する者をいいます。
(3)　需要抑制契約者 この約款にもとづいて当社と需要抑制量調整供給契約を締結する者をいいます。	(3)　需要抑制契約者 この約款にもとづいて当社と需要抑制量調整供給契約を締結する者をいいます。
(4)　発　電　者 小売電気事業，一般送配電事業，特定送配電事業または自己等への電気の供給の用に供する電気（託送供給に係る電気に限ります。）を発電または放電する者で当社以外の者をいいます。	(4)　発　電　者 小売電気事業，一般送配電事業，特定送配電事業または自己等への電気の供給の用に供する電気（託送供給に係る電気に限ります。）を発電または放電する者で当社以外の者をいいます。
(5)　需　要　者 契約者が小売電気事業または自己等への電気の供給として電気を供給する相手方となる者をいいます。	(5)　需　要　者 契約者が小売電気事業または自己等への電気の供給として電気を供給する相手方となる者をいいます。
(6)　低　　圧 標準電圧100ボルトまたは200ボルトをいいます。	(6)　低　　圧 標準電圧100ボルトまたは200ボルトをいいます。
(7)　高　　圧 標準電圧6,000ボルトをいいます。	(7)　高　　圧 標準電圧6,000ボルトをいいます。
(8)　特別高圧 標準電圧30,000ボルト以上の電圧をいいます。	(8)　特別高圧 標準電圧30,000ボルト以上の電圧をいいます。
(9)　受電地点 当社が，託送供給に係る電気を契約者から受電する地点，発電量調整供給に係る電気を発電契約者から受電する地点または需要抑制量調整供給に係る電気を需要抑制契約者から受電する地点をいいます。	(9)　受電地点 当社が，託送供給に係る電気を契約者から受電する地点，発電量調整供給に係る電気を発電契約者から受電する地点または需要抑制量調整供給に係る電気を需要抑制契約者から受電する地点をいいます。
(10)　発電場所 発電者が，発電量調整供給に係る電気を発電または放電する場所をいいます。	(10)　発電場所 発電者が，発電量調整供給に係る電気を発電または放電する場所をいいます。
(11)　供給地点 当社が，託送供給に係る電気を契約者に供給する地点をいいます。	(11)　供給地点 当社が，託送供給に係る電気を契約者に供給する地点をいいます。
(12)　需要場所 需要者が，契約者から供給された接続供給に係る電気を使用する場所をいいます。	(12)　需要場所 需要者が，契約者から供給された接続供給に係る電気を使用する場所をいいます。
(13)　会社間連系点 当社以外の一般送配電事業者または配電事業者が維持および運用する供給設備と当社が維持および運用する供給設備との接続点をいいます。	(13)　会社間連系点 当社以外の一般送配電事業者または配電事業者が維持および運用する供給設備と当社が維持および運用する供給設備との接続点をいいます。
(14)　中継振替 会社間連系点を受電地点とし，他の会社間連系点を供給地点とする振替供給をいいます。	(14)　中継振替 会社間連系点を受電地点とし，他の会社間連系点を供給地点とする振替供給をいいます。

変更前（令和６年10月１日実施）	変更後（令和７年４月１日実施）
(15)　地内振替 発電者の電気設備と当社の供給設備との接続点を受電地点とし，会社間連系点を供給地点とする振替供給をいいます。	(15)　地内振替 発電者の電気設備と当社の供給設備との接続点を受電地点とし，会社間連系点を供給地点とする振替供給をいいます。
(16)　発電量調整受電電力 発電量調整供給の場合で，受電地点において，当社が発電契約者から受電する電気の電力をいいます。	(16)　発電量調整受電電力 発電量調整供給の場合で，受電地点において，当社が発電契約者から受電する電気の電力をいいます。
(17)　発電量調整受電電力量 受電地点において，当社が発電契約者から受電する発電量調整供給に係る電気の電力量をいいます。	(17)　発電量調整受電電力量 受電地点において，当社が発電契約者から受電する発電量調整供給に係る電気の電力量をいいます。
(18)　発電量調整受電計画電力 発電量調整受電電力の計画値で，発電契約者があらかじめ当社に通知するものをいいます。	(18)　発電量調整受電計画電力 発電量調整受電電力の計画値で，発電契約者があらかじめ当社に通知するものをいいます。
(19)　発電量調整受電計画電力量 発電量調整受電電力量の計画値で，発電契約者があらかじめ当社に通知するものをいいます。	(19)　発電量調整受電計画電力量 発電量調整受電電力量の計画値で，発電契約者があらかじめ当社に通知するものをいいます。
(20)　接続受電電力 接続供給の場合で，受電地点において，当社が契約者から受電する電気の電力をいいます。	(20)　接続受電電力 接続供給の場合で，受電地点において，当社が契約者から受電する電気の電力をいいます。
(21)　接続受電電力量 受電地点において，当社が契約者から受電する接続供給に係る電気の電力量をいいます。	(21)　接続受電電力量 受電地点において，当社が契約者から受電する接続供給に係る電気の電力量をいいます。
(22)　接続供給電力 供給地点において，当社が契約者に供給する接続供給に係る電気の電力をいいます。	(22)　接続供給電力 供給地点において，当社が契約者に供給する接続供給に係る電気の電力をいいます。
(23)　接続供給電力量 供給地点において，当社が契約者に供給する接続供給に係る電気の電力量をいいます。	(23)　接続供給電力量 供給地点において，当社が契約者に供給する接続供給に係る電気の電力量をいいます。
(24)　接続対象電力 接続供給電力を損失率で修正した値をいいます。	(24)　接続対象電力 接続供給電力を損失率で修正した値をいいます。
(25)　接続対象電力量 接続供給電力量を損失率で修正した値をいいます。	(25)　接続対象電力量 接続供給電力量を損失率で修正した値をいいます。
(26)　接続対象計画電力 接続対象電力の計画値で，契約者があらかじめ当社に通知するものをいいます。	(26)　接続対象計画電力 接続対象電力の計画値で，契約者があらかじめ当社に通知するものをいいます。
(27)　接続対象計画電力量 接続対象電力量の計画値で，契約者があらかじめ当社に通知するものをいいます。	(27)　接続対象計画電力量 接続対象電力量の計画値で，契約者があらかじめ当社に通知するものをいいます。
(28)　需要抑制量調整受電電力 需要抑制量調整供給の場合で，受電地点において，当社が需要抑制契約者から受電する電気の電力をいいます。	(28)　需要抑制量調整受電電力 需要抑制量調整供給の場合で，受電地点において，当社が需要抑制契約者から受電する電気の電力をいいます。
(29)　需要抑制量調整受電電力量 受電地点において，当社が需要抑制契約者から受電する需要抑制量調整供給に係る電気の電力量をいいます。	(29)　需要抑制量調整受電電力量 受電地点において，当社が需要抑制契約者から受電する需要抑制量調整供給に係る電気の電力量をいいます。
(30)　需要抑制量調整受電計画電力 需要抑制量調整受電電力の計画値で，需要抑制契約者があらかじめ当社に通知するものをいいます。	(30)　需要抑制量調整受電計画電力 需要抑制量調整受電電力の計画値で，需要抑制契約者があらかじめ当社に通知するものをいいます。
(31)　需要抑制量調整受電計画電力量 需要抑制量調整受電電力量の計画値で，需要抑制契約者があらかじめ当社に通知するものをいいます。	(31)　需要抑制量調整受電計画電力量 需要抑制量調整受電電力量の計画値で，需要抑制契約者があらかじめ当社に通知するものをいいます。
(32)　ベースライン	(32)　ベースライン

変更前（令和６年10月１日実施）	変更後（令和７年４月１日実施）
需要抑制量調整供給を行なう場合の基準となる電力量で，需要抑制契約者があらかじめ当社に通知するものをいいます。	需要抑制量調整供給を行なう場合の基準となる電力量で，需要抑制契約者があらかじめ当社に通知するものをいいます。
(33)　損　失　率 接続供給における受電地点から供給地点に至る電気の損失率をいいます。	(33)　損　失　率 接続供給における受電地点から供給地点に至る電気の損失率をいいます。
(34)　契 約 電 力 契約上使用できる最大電力（キロワット）であって，接続送電サービス契約電力，臨時接続送電サービス契約電力および予備送電サービス契約電力をいいます。	(34)　契 約 電 力 契約上使用できる最大電力（キロワット）であって，接続送電サービス契約電力，臨時接続送電サービス契約電力および予備送電サービス契約電力をいいます。
(35)　契 約 電 流 契約上使用できる最大電流（アンペア）であって，接続送電サービス契約電流および臨時接続送電サービス契約電流をいいます。	(35)　契 約 電 流 契約上使用できる最大電流（アンペア）であって，接続送電サービス契約電流および臨時接続送電サービス契約電流をいいます。
(36)　契 約 容 量 契約上使用できる最大容量（キロボルトアンペア）であって，接続送電サービス契約容量および臨時接続送電サービス契約容量をいいます。	(36)　契 約 容 量 契約上使用できる最大容量（キロボルトアンペア）であって，接続送電サービス契約容量および臨時接続送電サービス契約容量をいいます。
(37)　契約受電電力 受電地点における接続受電電力または発電量調整受電電力の最大値（キロワット）で，契約者または発電契約者と当社との協議によりあらかじめ定めた値（発電量調整供給においては，同時最大受電電力をこえないものといたします。）をいいます。	(37)　契約受電電力 受電地点における接続受電電力または発電量調整受電電力の最大値（キロワット）で，契約者または発電契約者と当社との協議によりあらかじめ定めた値（発電量調整供給においては，同時最大受電電力をこえないものといたします。）をいいます。
(38)　同時最大受電電力 発電者の電気設備と当社の供給設備との接続点における最大電力（キロワット）で，発電契約者または発電者と当社との協議により発電場所ごとにあらかじめ定めた値をいいます。	(38)　同時最大受電電力 発電者の電気設備と当社の供給設備との接続点における最大電力（キロワット）で，発電契約者または発電者と当社との協議により発電場所ごとにあらかじめ定めた値をいいます。
(39)　最大連系電力等 受電地点において，当社が発電契約者から受電する発電量調整供給に係る電気の電力の最大値をいいます。	(39)　最大連系電力等 受電地点において，当社が発電契約者から受電する発電量調整供給に係る電気の電力の最大値をいいます。
(40)　最大需要電力等 供給地点において，当社が契約者に供給する接続供給に係る電気の電力の最大値をいいます。	(40)　最大需要電力等 供給地点において，当社が契約者に供給する接続供給に係る電気の電力の最大値をいいます。
(41)　発電バランシンググループ 31（電力および電力量の算定）(20)イもしくはロに定める発電量調整受電計画差対応補給電力量または31（電力および電力量の算定）(21)イもしくはロに定める発電量調整受電計画差対応余剰電力量を算定する対象となる単位で，発電契約者があらかじめ発電量調整供給契約において設定するものをいいます。	(41)　発電バランシンググループ 31（電力および電力量の算定）(20)イもしくはロに定める発電量調整受電計画差対応補給電力量または31（電力および電力量の算定）(21)イもしくはロに定める発電量調整受電計画差対応余剰電力量を算定する対象となる単位で，発電契約者があらかじめ発電量調整供給契約において設定するものをいいます。
(42)　需要バランシンググループ 31（電力および電力量の算定）(22)に定める接続対象計画差対応補給電力量または 31（電力および電力量の算定）(23)に定める接続対象計画差対応余剰電力量を算定する対象となる単位で，契約者があらかじめ接続供給契約において設定するものをいいます。	(42)　需要バランシンググループ 31（電力および電力量の算定）(22)に定める接続対象計画差対応補給電力量または 31（電力および電力量の算定）(23)に定める接続対象計画差対応余剰電力量を算定する対象となる単位で，契約者があらかじめ接続供給契約において設定するものをいいます。
(43)　需要抑制バランシンググループ 31（電力および電力量の算定）(24)に定める需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量または 31（電力および電力量の算定）(25)に定める需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量を算定する対象となる単位で，需要抑制契約者があらかじめ需要抑制量調整供給契約において設定するものをいいます。	(43)　需要抑制バランシンググループ 31（電力および電力量の算定）(24)に定める需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量または 31（電力および電力量の算定）(25)に定める需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量を算定する対象となる単位で，需要抑制契約者があらかじめ需要抑制量調整供給契約において設定するものをいいます。
(44)　電　　灯	(44)　電　　灯

変更前（令和6年10月1日実施）	変更後（令和7年4月1日実施）
白熱電球，けい光灯，ネオン管灯，水銀灯等の照明用電気機器（付属装置を含みます。）をいいます。	白熱電球，けい光灯，ネオン管灯，水銀灯等の照明用電気機器（付属装置を含みます。）をいいます。
(45)　小 型 機 器 主として住宅，店舗，事務所等において単相で使用される，電灯以外の低圧の電気機器をいいます。ただし，急激な電圧の変動等により他の電気の使用者の電灯の使用を妨害し，または妨害するおそれがあり，電灯と併用できないものは除きます。	(45)　小 型 機 器 主として住宅，店舗，事務所等において単相で使用される，電灯以外の低圧の電気機器をいいます。ただし，急激な電圧の変動等により他の電気の使用者の電灯の使用を妨害し，または妨害するおそれがあり，電灯と併用できないものは除きます。
(46)　動　　力 電灯および小型機器以外の電気機器をいいます。	(46)　動　　力 電灯および小型機器以外の電気機器をいいます。
(47)　契約負荷設備 契約上使用できる負荷設備をいいます。	(47)　契約負荷設備 契約上使用できる負荷設備をいいます。
(48)　契約主開閉器 契約上設定されるしゃ断器であって，定格電流を上回る電流に対して電路をしゃ断し，需要者において使用する最大電流を制限するものをいいます。	(48)　契約主開閉器 契約上設定されるしゃ断器であって，定格電流を上回る電流に対して電路をしゃ断し，需要者において使用する最大電流を制限するものをいいます。
(49)　定 期 検 査 電気事業法第54条および第55条第1項に定められた検査をいいます。	(49)　定 期 検 査 電気事業法第54条および第55条第1項に定められた検査をいいます。
(50)　定 期 補 修 一定期間を限り定期的に行なわれる補修をいいます。	(50)　定 期 補 修 一定期間を限り定期的に行なわれる補修をいいます。
(51)　給 電 指 令 発電者の発電設備および蓄電池（以下「発電設備等」といいます。）もしくは会社間連系点の運用または需要者の電気の使用について，当社から指令することをいいます。	(51)　給 電 指 令 発電者の発電設備および蓄電池（以下「発電設備等」といいます。）もしくは会社間連系点の運用または需要者の電気の使用について，当社から指令することをいいます。
(52)　昼 間 時 間 毎日午前8時から午後10時までの時間をいいます。ただし，日曜日，「国民の祝日に関する法律」に規定する休日，1月2日，1月3日，4月30日，5月1日，5月2日，12月30日および12月31日の該当する時間を除きます。	(52)　昼 間 時 間 毎日午前8時から午後10時までの時間をいいます。ただし，日曜日，「国民の祝日に関する法律」に規定する休日，1月2日，1月3日，4月30日，5月1日，5月2日，12月30日および12月31日の該当する時間を除きます。
(53)　夜 間 時 間 昼間時間以外の時間をいいます。	(53)　夜 間 時 間 昼間時間以外の時間をいいます。
(54)　貿 易 統 計 関税法にもとづき公表される統計をいいます。	(54)　貿 易 統 計 関税法にもとづき公表される統計をいいます。
(55)　離島平均燃料価格算定期間 貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき離島平均燃料価格を算定する場合の期間とし，毎年1月1日から3月31日までの期間，2月1日から4月30日までの期間，3月1日から5月31日までの期間，4月1日から6月30日までの期間，5月1日から7月31日までの期間，6月1日から8月31日までの期間，7月1日から9月30日までの期間，8月1日から10月31日までの期間，9月1日から11月30日までの期間，10月1日から12月31日までの期間，11月1日から翌年の1月31日までの期間または12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は，翌年の2月29日までの期間といたします。）をいいます。	(55)　離島平均燃料価格算定期間 貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき離島平均燃料価格を算定する場合の期間とし，毎年1月1日から3月31日までの期間，2月1日から4月30日までの期間，3月1日から5月31日までの期間，4月1日から6月30日までの期間，5月1日から7月31日までの期間，6月1日から8月31日までの期間，7月1日から9月30日までの期間，8月1日から10月31日までの期間，9月1日から11月30日までの期間，10月1日から12月31日までの期間，11月1日から翌年の1月31日までの期間または12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は，翌年の2月29日までの期間といたします。）をいいます。
4　代表契約者の選任 自己等への電気の供給の用に供するための接続供給契約の場合を除き，1 接続供給契約における契約者を複数	**4　代表契約者の選任** 自己等への電気の供給の用に供するための接続供給契約の場合を除き，1 接続供給契約における契約者を複数

変更前（令和6年10月1日実施）	変更後（令和7年4月1日実施）
とすることができます。この場合，当該接続供給契約においては1需要バランシンググループを設定するものとし，この約款に関する当社との協議および接続供給の実施に関する事項についての権限を複数の契約者全員から委任された契約者を，代表契約者としてあらかじめ選任していただき，かつ，契約者が行なう，当社との手続きおよび協議，ならびにこの約款に定める金銭債務の支払い等は，代表契約者を通じて行なっていただきます。また，当社は，契約者との協議および契約者への通知を代表契約者に対して行ないます。ただし，当社は，必要に応じて，代表契約者以外の契約者と，協議等をさせていただくことがあります。	とすることができます。この場合，当該接続供給契約においては1需要バランシンググループを設定するものとし，この約款に関する当社との協議および接続供給の実施に関する事項についての権限を複数の契約者全員から委任された契約者を，代表契約者としてあらかじめ選任していただき，かつ，契約者が行なう，当社との手続きおよび協議，ならびにこの約款に定める金銭債務の支払い等は，代表契約者を通じて行なっていただきます。また，当社は，契約者との協議および契約者への通知を代表契約者に対して行ないます。ただし，当社は，必要に応じて，代表契約者以外の契約者と，協議等をさせていただくことがあります。
5　託送供給等に関する取扱い 当社は，とくに必要となる場合を除き，当社の専用窓口を通じて，この約款の実施取扱いをいたします。この場合，当社は，託送供給または電力量調整供給の申込みおよび実施に際してえた情報については，託送供給，電力量調整供給または再生可能エネルギー電気卸供給約款にもとづく再生可能エネルギー電気卸供給を実施する目的以外に使用いたしません。	**5　託送供給等に関する取扱い** 当社は，とくに必要となる場合を除き，当社の専用窓口を通じて，この約款の実施取扱いをいたします。この場合，当社は，託送供給または電力量調整供給の申込みおよび実施に際してえた情報については，託送供給，電力量調整供給または再生可能エネルギー電気卸供給約款にもとづく再生可能エネルギー電気卸供給を実施する目的以外に使用いたしません。
6　単位および端数処理 この約款において料金その他を計算する場合の単位およびその端数処理は，次のとおりといたします。 (1)　契約負荷設備の個々の容量の単位は，1ワットまたは1ボルトアンペアとし，その端数は，小数点以下第1位で四捨五入いたします。 (2)　契約容量の単位は，1キロボルトアンペアとし，その端数は，小数点以下第1位で四捨五入いたします。 (3)　発電量調整受電電力，発電量調整受電計画電力，接続受電電力，接続供給電力，接続対象電力，接続対象計画電力，需要抑制量調整受電電力，需要抑制量調整受電計画電力，契約電力，契約受電電力，同時最大受電電力，最大連系電力等，最大需要電力等およびその他の電気の電力の単位は，次の場合を除き，1キロワットとし，その端数は，小数点以下第1位で四捨五入いたします。 イ　低圧で供給する場合で，19（接続送電サービス）(2)イまたは20（臨時接続送電サービス）(2)イ(ロ)を適用した場合に算定された値が0.5キロワット以下となるときは，契約電力を0.5キロワットといたします。 ロ　高圧で供給する場合で，19（接続送電サービス）(2)イを適用した場合に算定された値が0.5キロワット未満となるときは，契約電力を1キロワットといたします。 (4)　発電量調整受電電力量，発電量調整受電計画電力量，接続受電電力量，接続供給電力量，接続対象電力量，接続対象計画電力量，需要抑制量調整受電電力量，需要抑制量調整受電計画電力量，ベースライン，発電量調整受電計画差対応補給電力量，発電量調整受電計画差対応余剰電力量，接続対象計画差対応補給電力量，接続対象計画差対応余剰電力量，需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量，需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量，給電指令時補給電力量およびその他の電気の電力量の単位は，1キロワット時とし，その端数は，小数点以下第1位で四捨五入いたします。ただし，低圧で受電する場合の30分ごとの接続受電電力量および30分ごとの発電量調整受電電力量ならびに低圧で供給する場合の30分ごとの接続供給電力量の単位は，最小位までといたします。 (5)　力率の単位は，1パーセントとし，その端数は，小数点以下第1位で四捨五入いたします。 (6)　料金その他の計算における合計金額の単位は，1円とし，その端数は，切り捨てます。	**6　単位および端数処理** この約款において料金その他を計算する場合の単位およびその端数処理は，次のとおりといたします。 (1)　契約負荷設備の個々の容量の単位は，1ワットまたは1ボルトアンペアとし，その端数は，小数点以下第1位で四捨五入いたします。 (2)　契約容量の単位は，1キロボルトアンペアとし，その端数は，小数点以下第1位で四捨五入いたします。 (3)　発電量調整受電電力，発電量調整受電計画電力，接続受電電力，接続供給電力，接続対象電力，接続対象計画電力，需要抑制量調整受電電力，需要抑制量調整受電計画電力，契約電力，契約受電電力，同時最大受電電力，最大連系電力等，最大需要電力等およびその他の電気の電力の単位は，次の場合を除き，1キロワットとし，その端数は，小数点以下第1位で四捨五入いたします。 イ　低圧で供給する場合で，19（接続送電サービス）(2)イまたは20（臨時接続送電サービス）(2)イ(ロ)を適用した場合に算定された値が0.5キロワット以下となるときは，契約電力を0.5キロワットといたします。 ロ　高圧で供給する場合で，19（接続送電サービス）(2)イを適用した場合に算定された値が0.5キロワット未満となるときは，契約電力を1キロワットといたします。 (4)　発電量調整受電電力量，発電量調整受電計画電力量，接続受電電力量，接続供給電力量，接続対象電力量，接続対象計画電力量，需要抑制量調整受電電力量，需要抑制量調整受電計画電力量，ベースライン，発電量調整受電計画差対応補給電力量，発電量調整受電計画差対応余剰電力量，接続対象計画差対応補給電力量，接続対象計画差対応余剰電力量，需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量，需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量，給電指令時補給電力量およびその他の電気の電力量の単位は，1キロワット時とし，その端数は，小数点以下第1位で四捨五入いたします。ただし，低圧で受電する場合の30分ごとの接続受電電力量および30分ごとの発電量調整受電電力量ならびに低圧で供給する場合の30分ごとの接続供給電力量の単位は，最小位までといたします。 (5)　力率の単位は，1パーセントとし，その端数は，小数点以下第1位で四捨五入いたします。 (6)　料金その他の計算における合計金額の単位は，1円とし，その端数は，切り捨てます。

変更前（令和6年10月1日実施）	変更後（令和7年4月1日実施）
7　実　施　細　目 　この約款の実施上必要な細目的事項は，そのつど契約者，発電契約者，発電者または需要抑制契約者と当社との協議によって定めます。 　なお，当社は，必要に応じて，需要者と別途協議を行なうことがあります。	**7　実　施　細　目** 　この約款の実施上必要な細目的事項は，そのつど契約者，発電契約者，発電者または需要抑制契約者と当社との協議によって定めます。 　なお，当社は，必要に応じて，需要者と別途協議を行なうことがあります。

変更前（令和6年10月1日実施）	変更後（令和7年4月1日実施）
Ⅱ　契約の申込み	**Ⅱ　契約の申込み**
8　契約の要件	**8　契約の要件**
(1)　契約者が接続供給契約または振替供給契約を希望される場合は，次の要件を満たしていただきます。	(1)　契約者が接続供給契約または振替供給契約を希望される場合は，次の要件を満たしていただきます。
イ　小売電気事業，一般送配電事業，特定送配電事業または自己等への電気の供給の用に供する電気が電力量調整供給に係るものまたは当社が供給する託送供給に供する電気であること。	イ　小売電気事業，一般送配電事業，特定送配電事業または自己等への電気の供給の用に供する電気が電力量調整供給に係るものまたは当社が供給する託送供給に供する電気であること。
ロ　接続供給の場合，契約者が需要者の需要の計画値に応じた電気の供給が可能であること。	ロ　接続供給の場合，契約者が需要者の需要の計画値に応じた電気の供給が可能であること。
ハ　振替供給の場合，契約者が営む小売電気事業，一般送配電事業，特定送配電事業または契約者が行なう自己等への電気の供給の用に供するためのものであること。	ハ　振替供給の場合，契約者が営む小売電気事業，一般送配電事業，特定送配電事業または契約者が行なう自己等への電気の供給の用に供するためのものであること。
ニ　需要者が電気設備を当社の供給設備に電気的に接続するにあたり，電気設備に関する技術基準，その他の法令等にしたがい，かつ，別冊に定める系統連系技術要件（以下「系統連系技術要件」といいます。）を遵守して，当社の供給設備の状況等を勘案して技術的に適当と認められる方法によって連系すること。	ニ　需要者が電気設備を当社の供給設備に電気的に接続するにあたり，電気設備に関する技術基準，その他の法令等にしたがい，かつ，別冊に定める系統連系技術要件（以下「系統連系技術要件」といいます。）を遵守して，当社の供給設備の状況等を勘案して技術的に適当と認められる方法によって連系すること。
ホ　高圧または特別高圧で供給する場合は，契約者および需要者が当社からの給電指令にしたがうこと。	ホ　高圧または特別高圧で供給する場合は，契約者および需要者が当社からの給電指令にしたがうこと。
ヘ　契約者が，需要者にこの約款における需要者に関する事項を遵守させ，かつ，需要者がこの約款における需要者に関する事項を遵守する旨の承諾をすること。	ヘ　契約者が，需要者にこの約款における需要者に関する事項を遵守させ，かつ，需要者がこの約款における需要者に関する事項を遵守する旨の承諾をすること。
ト　需要者が他の契約者から電気の供給を受けることを当社が確認した場合は，契約者が，当社が契約者にあらかじめお知らせすることなく接続供給の実施に必要な需要者の情報を当該他の契約者に対し提供する旨の承諾をすること。	ト　需要者が他の契約者から電気の供給を受けることを当社が確認した場合は，契約者が，当社が契約者にあらかじめお知らせすることなく接続供給の実施に必要な需要者の情報を当該他の契約者に対し提供する旨の承諾をすること。
チ　契約者および需要者が，当社が契約者および需要者にあらかじめお知らせすることなく発電量調整供給等の実施に必要な需要者の情報を発電契約者および需要場所と同一の場所である発電場所の発電者または当社と再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）第2条第5項に定める特定契約（以下「特定契約」といいます。）もしくは再生可能エネルギー特別措置法第2条の7に定める一時調達契約（以下「一時調達契約」といいます。）等を締結する者に対し提供する旨の承諾をすること。	チ　契約者および需要者が，当社が契約者および需要者にあらかじめお知らせすることなく発電量調整供給等の実施に必要な需要者の情報を発電契約者および需要場所と同一の場所である発電場所の発電者または当社と再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）第2条第5項に定める特定契約（以下「特定契約」といいます。）もしくは再生可能エネルギー特別措置法第2条の7に定める一時調達契約（以下「一時調達契約」といいます。）等を締結する者に対し提供する旨の承諾をすること。
リ　契約者が自己等への電気の供給の用に供するための接続供給契約または振替供給契約を希望される場合は，次の要件を満たすこと。	リ　契約者が自己等への電気の供給の用に供するための接続供給契約または振替供給契約を希望される場合は，次の要件を満たすこと。
(イ)　契約者と同一の者である発電者の発電設備等が電気事業法第2条第1項第5号ロに定める非電気事業用電気工作物であること。	(イ)　契約者と同一の者である発電者の発電設備等が電気事業法第2条第1項第5号ロに定める非電気事業用電気工作物であること。
(ロ)　契約者と同一の者でない発電者の発電または放電に係る電気も供給する場合は，当該発電者の発電設備等が契約者と電気事業法第2条第1項第5号ロの経済産業省令で定める密接な関係を有する者が維持および運用する非電気事業用電気工作物であること。	(ロ)　契約者と同一の者でない発電者の発電または放電に係る電気も供給する場合は，当該発電者の発電設備等が契約者と電気事業法第2条第1項第5号ロの経済産業省令で定める密接な関係を有する者が維持および運用する非電気事業用電気工作物であること。
(ハ)　需要者が契約者と同一の者，または契約者と電気事業法第2条第1項第5号ロの経済産業省令で定める密接な関係を有する者であること。	(ハ)　需要者が契約者と同一の者，または契約者と電気事業法第2条第1項第5号ロの経済産業省令で定める密接な関係を有する者であること。
ヌ　契約者が，1需要場所において，分割供給（複数の小売電気事業者が，1需要場所において，1引込みを通じて行なうそれぞれの電気事業法第2条第1項第1号に定める小売供給をいいます。ただし，一方の小売電気事業者が需要者の発電設備の検査，補修または事故〔停電による停止等を含みます。〕により生じた不足電	ヌ　契約者が，1需要場所において，分割供給（複数の小売電気事業者が，1需要場所において，1引込みを通じて行なうそれぞれの電気事業法第2条第1項第1号に定める小売供給をいいます。ただし，一方の小売電気事業者が需要者の発電設備の検査，補修または事故〔停電による停止等を含みます。〕により生じた不足電

変更前（令和6年10月1日実施）	変更後（令和7年4月1日実施）
力の補給にあてるための電気のみを供給する場合の小売供給を除きます。）を行なうための接続供給（以下「分割接続供給」といいます。）を希望される場合は，次の要件を満たすこと。	力の補給にあてるための電気のみを供給する場合の小売供給を除きます。）を行なうための接続供給（以下「分割接続供給」といいます。）を希望される場合は，次の要件を満たすこと。
(イ)　当該需要場所が，高圧または特別高圧で電気の供給を受ける需要場所であること。	(イ)　当該需要場所が，高圧または特別高圧で電気の供給を受ける需要場所であること。
(ロ)　当該需要場所において分割接続供給を受ける契約者は，2契約者に限ること。	(ロ)　当該需要場所において分割接続供給を受ける契約者は，2契約者に限ること。
(ハ)　双方の契約者および需要者が，当該需要場所において，当社が分割接続供給を行なう旨の承諾をすること。	(ハ)　双方の契約者および需要者が，当該需要場所において，当社が分割接続供給を行なう旨の承諾をすること。
(ニ)　双方の契約者および需要者が，当社が契約者および需要者にあらかじめお知らせすることなく分割接続供給の実施に必要な契約者および需要者の情報を他の一方の契約者に対し提供する旨の承諾をすること。	(ニ)　双方の契約者および需要者が，当社が契約者および需要者にあらかじめお知らせすることなく分割接続供給の実施に必要な契約者および需要者の情報を他の一方の契約者に対し提供する旨の承諾をすること。
(2)　発電契約者が発電量調整供給契約を希望される場合は，次の要件を満たしていただきます。	(2)　発電契約者が発電量調整供給契約を希望される場合は，次の要件を満たしていただきます。
イ　発電契約者が発電量調整受電計画電力量に応じて電気を供給すること。	イ　発電契約者が発電量調整受電計画電力量に応じて電気を供給すること。
ロ　発電者が発電または放電する電気が当社が行なう託送供給に係るものであること。	ロ　発電者が発電または放電する電気が当社が行なう託送供給に係るものであること。
ハ　発電者が電気設備を当社の供給設備に電気的に接続するにあたり，電気設備に関する技術基準，その他の法令等にしたがい，かつ，系統連系技術要件を遵守して，当社の供給設備の状況等を勘案して技術的に適当と認められる方法によって連系すること。	ハ　発電者が電気設備を当社の供給設備に電気的に接続するにあたり，電気設備に関する技術基準，その他の法令等にしたがい，かつ，系統連系技術要件を遵守して，当社の供給設備の状況等を勘案して技術的に適当と認められる方法によって連系すること。
ニ　高圧または特別高圧で受電する場合は，発電契約者および発電者が当社からの給電指令にしたがうこと。	ニ　高圧または特別高圧で受電する場合は，発電契約者および発電者が当社からの給電指令にしたがうこと。
ホ　発電契約者が当社を代理して，発電者との間で，系統連系受電契約（発電量調整供給契約にもとづき締結する契約をいいます。）を締結すること。	ホ　発電契約者が当社を代理して，発電者との間で，系統連系受電契約（発電量調整供給契約にもとづき締結する契約をいいます。）を締結すること。
ヘ　発電契約者が，原則として，18（料金）(3)に定める発電者に係る料金，延滞利息および契約超過金を，34（支払義務の発生および支払期日）(4)に定める期日までの間，当社に代わり，発電者から受領し，当社があらかじめ定める支払いに関する期日までに当社へ引き渡す業務を受託すること。	ヘ　発電契約者が，原則として，18（料金）(3)に定める発電者に係る料金，延滞利息および契約超過金を，34（支払義務の発生および支払期日）(4)に定める期日までの間，当社に代わり，発電者から受領し，当社があらかじめ定める支払いに関する期日までに当社へ引き渡す業務を受託すること。
ト　発電契約者が，35（料金その他の支払方法）(3)ロの場合を除き，18（料金）(3)に定める発電者に係る料金，延滞利息および契約超過金の支払い業務を発電者から無償で受託すること。	ト　発電契約者が，35（料金その他の支払方法）(3)ロの場合を除き，18（料金）(3)に定める発電者に係る料金，延滞利息および契約超過金の支払い業務を発電者から無償で受託すること。
チ　発電者が系統連系受電契約の変更を発電契約者に申し出た場合，発電契約者が発電量調整供給契約の変更として当社へ申し出ること。	チ　発電者が系統連系受電契約の変更を発電契約者に申し出た場合，発電契約者が発電量調整供給契約の変更として当社へ申し出ること。
リ　当社が発電者との系統連系受電契約を解約する場合，発電契約者が，当該発電者の発電場所に係る発電量調整供給契約が変更されることを承諾すること。	リ　当社が発電者との系統連系受電契約を解約する場合，発電契約者が，当該発電者の発電場所に係る発電量調整供給契約が変更されることを承諾すること。
ヌ　発電契約者が，発電者にこの約款における発電者に関する事項を遵守させ，かつ，発電者がこの約款における発電者に関する事項を遵守する旨の承諾をすること。	ヌ　発電契約者が，発電者にこの約款における発電者に関する事項を遵守させ，かつ，発電者がこの約款における発電者に関する事項を遵守する旨の承諾をすること。
ただし，当社と特定契約を締結する発電者（発電契約者が発電者との間で電力受給に関する契約を締結している場合を除きます。）および発電契約者と同一の者である発電者については，ホ，ヘ，ト，チおよびリの要件を除きます。	ただし，当社と特定契約を締結する発電者（発電契約者が発電者との間で電力受給に関する契約を締結している場合を除きます。）および発電契約者と同一の者である発電者については，ホ，ヘ，ト，チおよびリの要件を除きます。
なお，当社は，発電契約者に対して，系統連系受電契約の締結または変更について，当社を代理する権利を付与いたします。	なお，当社は，発電契約者に対して，系統連系受電契約の締結または変更について，当社を代理する権利を付与いたします。
(3)　発電者が系統連系受電契約を希望される場合は，次の要件を満たしていただきます。	(3)　発電者が系統連系受電契約を希望される場合は，次の要件を満たしていただきます。
イ　新たに系統連系受電契約を希望される場合または当該契約の内容に変更が生じる場合，発電者が当該契約の締結または変更について当社を代理する発電契約者に対して申し出ること。	イ　新たに系統連系受電契約を希望される場合または当該契約の内容に変更が生じる場合，発電者が当該契約の締結または変更について当社を代理する発電契約者に対して申し出ること。
ロ　発電者が発電または放電する電気が当社が行なう託送供給に係るもの（当社との特定契約に係る電気を除	ロ　発電者が発電または放電する電気が当社が行なう託送供給に係るもの（当社との特定契約に係る電気を除

変更前（令和6年10月1日実施）	変更後（令和7年4月1日実施）
きます。）であること。	きます。）であること。
ハ　発電者が電気設備を当社の供給設備に電気的に接続するにあたり，電気設備に関する技術基準，その他の法令等にしたがい，かつ，系統連系技術要件を遵守して，当社の供給設備の状況等を勘案して技術的に適当と認められる方法によって連系すること。	ハ　発電者が電気設備を当社の供給設備に電気的に接続するにあたり，電気設備に関する技術基準，その他の法令等にしたがい，かつ，系統連系技術要件を遵守して，当社の供給設備の状況等を勘案して技術的に適当と認められる方法によって連系すること。
ニ　高圧または特別高圧で受電する場合は，発電者が当社からの給電指令にしたがうこと。	ニ　高圧または特別高圧で受電する場合は，発電者が当社からの給電指令にしたがうこと。
ホ　発電者が，原則として，18（料金）(3)に定める発電者に係る料金，延滞利息および契約超過金の支払い業務を発電契約者に委託すること。	ホ　発電者が，原則として，18（料金）(3)に定める発電者に係る料金，延滞利息および契約超過金の支払い業務を発電契約者に委託すること。
ヘ　発電者が当該契約の消滅後に接続された電気を当社が無償で受電することについて承諾すること。 ただし，発電契約者と同一の者である発電者については，イおよびホの要件を除きます。	ヘ　発電者が当該契約の消滅後に接続された電気を当社が無償で受電することについて承諾すること。 ただし，発電契約者と同一の者である発電者については，イおよびホの要件を除きます。
(4)　需要抑制契約者が需要抑制量調整供給契約を希望される場合は，次の要件を満たしていただきます。	(4)　需要抑制契約者が需要抑制量調整供給契約を希望される場合は，次の要件を満たしていただきます。
イ　需要抑制契約者が特定卸供給を行なう事業を営む者で，次のいずれにも該当すること。	イ　需要抑制契約者が特定卸供給を行なう事業を営む者で，次のいずれにも該当すること。
(イ)　需要者に対して，次のaおよびbの事項を定めた需要抑制に関する計画を適時に策定し，当該計画にしたがって適切な需要抑制の指示を適時に出すことができること。	(イ)　需要者に対して，次のaおよびbの事項を定めた需要抑制に関する計画を適時に策定し，当該計画にしたがって適切な需要抑制の指示を適時に出すことができること。
a　需要抑制量（1キロワットをこえる電気を抑制しようとするものに限ります。）	a　需要抑制量（1キロワットをこえる電気を抑制しようとするものに限ります。）
b　需要抑制の実施頻度および時期	b　需要抑制の実施頻度および時期
(ロ)　(イ)によってえられた100キロワットをこえる電気を供給しようとするものであること。	(ロ)　(イ)によってえられた100キロワットをこえる電気を供給しようとするものであること。
(ハ)　電気の安定かつ適正な供給を確保するための適切な需給管理体制および情報管理体制を確立し，実施および維持することができること。	(ハ)　電気の安定かつ適正な供給を確保するための適切な需給管理体制および情報管理体制を確立し，実施および維持することができること。
(ニ)　需要者の保護の観点から適切な情報管理体制を確立し，実施および維持できること。	(ニ)　需要者の保護の観点から適切な情報管理体制を確立し，実施および維持できること。
(ホ)　需要者と電力需給に関する契約等を締結している契約者が供給力を確保するよう，当該契約者と需要抑制契約者との間または当該契約者と需要者との間で適切な契約がなされていること。	(ホ)　需要者と電力需給に関する契約等を締結している契約者が供給力を確保するよう，当該契約者と需要抑制契約者との間または当該契約者と需要者との間で適切な契約がなされていること。
ロ　需要抑制契約者が需要抑制量調整受電計画電力量に応じて電気を供給すること。	ロ　需要抑制契約者が需要抑制量調整受電計画電力量に応じて電気を供給すること。
ハ　需要者に係る接続送電サービスまたは臨時接続送電サービスが電灯定額接続送電サービスまたは電灯臨時定額接続送電サービスもしくは動力臨時定額接続送電サービスでないこと。	ハ　需要者に係る接続送電サービスまたは臨時接続送電サービスが電灯定額接続送電サービスまたは電灯臨時定額接続送電サービスもしくは動力臨時定額接続送電サービスでないこと。
ニ　需要抑制量調整受電電力量の算定上，需要場所が30（計量）(3)に該当しないこと。	ニ　需要抑制量調整受電電力量の算定上，需要場所が30（計量）(3)に該当しないこと。
ホ　需要抑制契約者が，需要者にこの約款における需要者に関する事項を遵守させ，かつ，需要者がこの約款における需要者に関する事項を遵守する旨の承諾をすること。	ホ　需要抑制契約者が，需要者にこの約款における需要者に関する事項を遵守させ，かつ，需要者がこの約款における需要者に関する事項を遵守する旨の承諾をすること。
ヘ　当社が分割接続供給を行なう供給地点において，需要抑制契約者は，15（供給および契約の単位）(2)イ(イ)または(ロ)により分割接続供給を受ける契約者に係る接続送電サービスまたは臨時接続送電サービスについて需要抑制量調整供給契約を希望される場合は，他の一方の契約者に係る接続送電サービスまたは臨時接続送電サービスについてもあわせて需要抑制量調整供給契約を締結すること。	ヘ　当社が分割接続供給を行なう供給地点において，需要抑制契約者は，15（供給および契約の単位）(2)イ(イ)または(ロ)により分割接続供給を受ける契約者に係る接続送電サービスまたは臨時接続送電サービスについて需要抑制量調整供給契約を希望される場合は，他の一方の契約者に係る接続送電サービスまたは臨時接続送電サービスについてもあわせて需要抑制量調整供給契約を締結すること。
9　検討および契約の申込み	**9　検討および契約の申込み**
契約者が新たに接続供給契約もしくは振替供給契約を希望される場合，発電契約者が新たに発電量調整供給契約を希望される場合，発電者（当社と特定契約を締結する発電者〔発電契約者が発電者との間で電力受給に関する契約を締結している場合を除きます。〕を除きます。）が新たに系統連系受電契約を希望される場合または需要抑制契約者が新たに需要抑制量調整供給契約を希望される場合は，あらかじめこの約款を承認のうえ，次の手続	契約者が新たに接続供給契約もしくは振替供給契約を希望される場合，発電契約者が新たに発電量調整供給契約を希望される場合，発電者（当社と特定契約を締結する発電者〔発電契約者が発電者との間で電力受給に関する契約を締結している場合を除きます。〕を除きます。）が新たに系統連系受電契約を希望される場合または需要抑制契約者が新たに需要抑制量調整供給契約を希望される場合は，あらかじめこの約款を承認のうえ，次の手続

変更前（令和６年10月１日実施）	変更後（令和７年４月１日実施）
きにより，契約者から託送供給の申込み，発電契約者から発電量調整供給の申込みまたは需要抑制契約者から需要抑制量調整供給の申込みをしていただきます。	きにより，契約者から託送供給の申込み，発電契約者から発電量調整供給の申込みまたは需要抑制契約者から需要抑制量調整供給の申込みをしていただきます。
なお，電圧または周波数の変動等によって損害を受けるおそれがある発電者または需要者は，無停電電源装置の設置等必要な措置を講じていただきます。また，発電者または需要者が保安等のために必要とする電気については，その容量を明らかにしていただき，21（予備送電サービス）の申込みまたは保安用の発電設備の設置，蓄電池装置の設置等必要な措置を講じていただきます。	なお，電圧または周波数の変動等によって損害を受けるおそれがある発電者または需要者は，無停電電源装置の設置等必要な措置を講じていただきます。また，発電者または需要者が保安等のために必要とする電気については，その容量を明らかにしていただき，21（予備送電サービス）の申込みまたは保安用の発電設備の設置，蓄電池装置の設置等必要な措置を講じていただきます。
(1)　受電側接続検討の申込み	(1)　受電側接続検討の申込み
イ　当社は，契約者または発電契約者から小売電気事業，一般送配電事業，特定送配電事業または自己等への電気の供給の用に供する電気を受電（原則として高圧または特別高圧で受電する場合に限ります。また，接続供給または振替供給の場合は，受電地点が会社間連系点のときに限ります。）するにあたり，供給設備の新たな施設または変更についての検討（以下「受電側接続検討」といいます。）をいたします。	イ　当社は，契約者または発電契約者から小売電気事業，一般送配電事業，特定送配電事業または自己等への電気の供給の用に供する電気を受電（原則として高圧または特別高圧で受電する場合に限ります。また，接続供給または振替供給の場合は，受電地点が会社間連系点のときに限ります。）するにあたり，供給設備の新たな施設または変更についての検討（以下「受電側接続検討」といいます。）をいたします。
なお，他の接続供給契約もしくは振替供給契約または発電量調整供給契約等により既に連系されている受電地点については，受電側接続検討を省略することがあります。	なお，他の接続供給契約もしくは振替供給契約または発電量調整供給契約等により既に連系されている受電地点については，受電側接続検討を省略することがあります。
ロ　契約者または発電契約者は，接続供給契約（受電地点が会社間連系点の場合に限ります。）もしくは振替供給契約（受電地点が会社間連系点の場合に限ります。）または発電量調整供給契約（発電者から電気を受電する場合に限ります。）の申込みに先立ち，次の事項を明らかにして，当社所定の様式により，受電側接続検討の申込みをしていただきます。	ロ　契約者または発電契約者は，接続供給契約（受電地点が会社間連系点の場合に限ります。）もしくは振替供給契約（受電地点が会社間連系点の場合に限ります。）または発電量調整供給契約（発電者から電気を受電する場合に限ります。）の申込みに先だち，次の事項を明らかにして，当社所定の様式により，受電側接続検討の申込みをしていただきます。
(イ)　接続供給の場合	(イ)　接続供給の場合
a　契約者の名称	a　契約者の名称
b　代表契約者の名称（契約者が複数の場合に限ります。）	b　代表契約者の名称（契約者が複数の場合に限ります。）
c　当該接続供給に必要となる当社以外の一般送配電事業者または配電事業者との振替供給契約等の内容または申込内容	c　当該接続供給に必要となる当社以外の一般送配電事業者または配電事業者との振替供給契約等の内容または申込内容
d　接続受電電力の最大値および最小値	d　接続受電電力の最大値および最小値
e　接続供給の開始希望日	e　接続供給の開始希望日
(ロ)　振替供給の場合	(ロ)　振替供給の場合
a　契約者の名称	a　契約者の名称
b　当該振替供給に必要となる当社以外の一般送配電事業者または配電事業者との振替供給契約等の内容または申込内容	b　当該振替供給に必要となる当社以外の一般送配電事業者または配電事業者との振替供給契約等の内容または申込内容
c　振替供給に係る受電電力の最大値および最小値	c　振替供給に係る受電電力の最大値および最小値
d　供給地点	d　供給地点
e　振替供給の開始希望日	e　振替供給の開始希望日
(ハ)　発電量調整供給の場合	(ハ)　発電量調整供給の場合
a　発電契約者の名称	a　発電契約者の名称
b　発電者の名称，発電場所および受電地点	b　発電者の名称，発電場所および受電地点
c　発電設備等の発電・放電方式，発電・放電出力および系統安定上必要な仕様	c　発電設備等の発電・放電方式，発電・放電出力および系統安定上必要な仕様
d　発電量調整受電電力の最大値および最小値	d　発電量調整受電電力の最大値および最小値
e　受電地点における受電電圧	e　受電地点における受電電圧

変更前（令和6年10月1日実施）	変更後（令和7年4月1日実施）
f　発電場所における負荷設備および受電設備	f　発電場所における負荷設備および受電設備
g　発電量調整供給の開始希望日	g　発電量調整供給の開始希望日
ハ　検討期間および検討料	ハ　検討期間および検討料
(イ)　当社は，原則として受電側接続検討の申込みから3月以内に検討結果をお知らせいたします。	(イ)　当社は，原則として受電側接続検討の申込みから3月以内に検討結果をお知らせいたします。
(ロ)　当社は，1受電地点1検討につき22万円を検討料として，受電側接続検討の申込み時に発電契約者から申し受けます。ただし，次の場合には，検討料を申し受けません。	(ロ)　当社は，1受電地点1検討につき22万円を検討料として，受電側接続検討の申込み時に発電契約者から申し受けます。ただし，次の場合には，検討料を申し受けません。
a　検討を要しない場合	a　検討を要しない場合
b　受電側接続検討の回答後，他の発電契約者の契約の申込みにともなう連系予約（当該契約の申込みに係る発電設備等が送電系統へ連系されたものとして取り扱うことをいいます。）によって送電系統の状況が変化した場合等，受電側接続検討の前提となる事実関係に変動がある場合で，かつ，検討料を申し受けた受電側接続検討の回答日から1年以内に受け付けた受電側接続検討のとき。	b　受電側接続検討の回答後，他の発電契約者の契約の申込みにともなう連系予約（当該契約の申込みに係る発電設備等が送電系統へ連系されたものとして取り扱うことをいいます。）によって送電系統の状況が変化した場合等，受電側接続検討の前提となる事実関係に変動がある場合で，かつ，検討料を申し受けた受電側接続検討の回答日から1年以内に受け付けた受電側接続検討のとき。
(2)　供給側接続事前検討の申込み	(2)　供給側接続事前検討の申込み
イ　当社は，契約者が希望される場合に，契約者に小売電気事業，特定送配電事業または自己等への電気の供給の用に供する電気を供給するにあたり，工事の要否および工事が必要な場合の当該工事の種別についての検討（以下「供給側接続事前検討」といいます。）をいたします。	イ　当社は，契約者が希望される場合に，契約者に小売電気事業，特定送配電事業または自己等への電気の供給の用に供する電気を供給するにあたり，工事の要否および工事が必要な場合の当該工事の種別についての検討（以下「供給側接続事前検討」といいます。）をいたします。
ロ　契約者は，次の事項を明らかにして，当社所定の様式により，供給側接続事前検討の申込みをしていただきます。この場合，契約者への情報開示に係る需要者の承諾書（当社所定の様式によります。）をあわせて提出していただくことがあります。また，分割接続供給を希望される場合は，あらかじめ双方の契約者で協議のうえ，申込みをしていただきます。	ロ　契約者は，次の事項を明らかにして，当社所定の様式により，供給側接続事前検討の申込みをしていただきます。この場合，契約者への情報開示に係る需要者の承諾書（当社所定の様式によります。）をあわせて提出していただくことがあります。また，分割接続供給を希望される場合は，あらかじめ双方の契約者で協議のうえ，申込みをしていただきます。
(イ)　需要者の名称，用途，需要場所（供給地点特定番号を含みます。）および供給地点	(イ)　需要者の名称，用途，需要場所（供給地点特定番号を含みます。）および供給地点
(ロ)　契約電力（分割接続供給を希望される場合は，1需要場所において使用できる最大電力〔キロワット〕といたします。），契約電流または契約容量	(ロ)　契約電力（分割接続供給を希望される場合は，1需要場所において使用できる最大電力〔キロワット〕といたします。），契約電流または契約容量
(ハ)　供給地点における供給電気方式および供給電圧	(ハ)　供給地点における供給電気方式および供給電圧
(ニ)　負荷設備または主開閉器	(ニ)　負荷設備または主開閉器
(ホ)　接続供給の開始希望日および使用期間	(ホ)　接続供給の開始希望日および使用期間
ハ　負荷設備，契約電力，契約電流または契約容量については，1年間を通じての最大の負荷を基準として，契約者から申し出ていただきます。この場合，1年間を通じての最大の負荷を確認するため，必要に応じて接続供給の開始希望日以降1年間の接続供給電力の計画値を当社所定の様式により申し出ていただきます。	ハ　負荷設備，契約電力，契約電流または契約容量については，1年間を通じての最大の負荷を基準として，契約者から申し出ていただきます。この場合，1年間を通じての最大の負荷を確認するため，必要に応じて接続供給の開始希望日以降1年間の接続供給電力の計画値を当社所定の様式により申し出ていただきます。
ニ　当社は，原則として供給側接続事前検討の申込みから2週間以内に検討結果をお知らせいたします。	ニ　当社は，原則として供給側接続事前検討の申込みから2週間以内に検討結果をお知らせいたします。
(3)　需要抑制量調整供給事前検討の申込み	(3)　需要抑制量調整供給事前検討の申込み
イ　当社は，需要抑制契約者が希望される場合に，特定卸供給の用に供する電気を受電するにあたり，工事の要否および工事が必要な場合の当該工事の種別についての検討（以下「需要抑制量調整供給事前検討」といいます。）をいたします。	イ　当社は，需要抑制契約者が希望される場合に，特定卸供給の用に供する電気を受電するにあたり，工事の要否および工事が必要な場合の当該工事の種別についての検討（以下「需要抑制量調整供給事前検討」といいます。）をいたします。
ロ　需要抑制契約者は，次の事項を明らかにして，当社所定の様式により，需要抑制量調整供給事前検討の申込みをしていただきます。この場合，需要抑制契約者への情報開示に係る需要者の承諾書（当社所定の様式によります。）をあわせて提出していただくことがあります。	ロ　需要抑制契約者は，次の事項を明らかにして，当社所定の様式により，需要抑制量調整供給事前検討の申込みをしていただきます。この場合，需要抑制契約者への情報開示に係る需要者の承諾書（当社所定の様式によります。）をあわせて提出していただくことがあります。
(イ)　需要抑制契約者の名称	(イ)　需要抑制契約者の名称

変更前（令和6年10月1日実施）	変更後（令和7年4月1日実施）
(ロ)　需要者の名称，需要場所（供給地点特定番号を含みます。）	(ロ)　需要者の名称，需要場所（供給地点特定番号を含みます。）
(ハ)　需要抑制量調整供給の開始希望日	(ハ)　需要抑制量調整供給の開始希望日
ハ　当社は，原則として需要抑制量調整供給事前検討の申込みから2週間以内に検討結果をお知らせいたします。	ハ　当社は，原則として需要抑制量調整供給事前検討の申込みから2週間以内に検討結果をお知らせいたします。
(4)　契約の申込み	(4)　契約の申込み
契約者は，(1)ロ(イ)または(ロ)の事項およびイまたはロの事項を，発電契約者は，(1)ロ(ハ)の事項およびハの事項を，需要抑制契約者は，ニの事項を明らかにして，当社所定の様式により，接続供給契約，振替供給契約，発電量調整供給契約，系統連系受電契約または需要抑制量調整供給契約の申込みをしていただきます。この場合，8（契約の要件）(1)へおよび接続供給の実施に必要な需要者の情報を当社が契約者に対し提供することに関する需要者の契約者に対する承諾書の写し，8（契約の要件）(2)ホに定める要件を満たすことを証明する文書および8（契約の要件）(2)ヌに定める発電者の発電契約者に対する承諾書の写しまたは8（契約の要件）(4)ホおよび需要抑制量調整供給の実施に必要な需要者の情報を当社が需要抑制契約者に対し提供することに関する需要者の需要抑制契約者に対する承諾書の写しをあわせて提出していただきます。ただし，発電契約者と発電者との間で締結する電力受給に関する契約等において，発電者が系統連系受電契約の締結について合意していることおよび発電者がこの約款に関する事項を遵守することを承諾していることが明らかな場合，契約者と需要者との間で締結する電力需給に関する契約等において，需要者がこの約款に関する事項を遵守することおよび接続供給の実施に必要な需要者の情報を，当社が契約者に対し提供することを承諾していることが明らかな場合，または，需要抑制契約者と需要者との間で締結する需要抑制に関する契約等において，需要者がこの約款に関する事項を遵守することおよび需要抑制量調整供給の実施に必要な需要者の情報を，当社が需要抑制契約者に対し提供することを承諾していることが明らかな場合で，当社が当該文書および承諾書の提出を不要と判断するときは，当該文書および承諾書の提出を省略することができるものといたします。	契約者は，(1)ロ(イ)または(ロ)の事項およびイまたはロの事項を，発電契約者は，(1)ロ(ハ)の事項およびハの事項を，需要抑制契約者は，ニの事項を明らかにして，当社所定の様式により，接続供給契約，振替供給契約，発電量調整供給契約，系統連系受電契約または需要抑制量調整供給契約の申込みをしていただきます。この場合，8（契約の要件）(1)へおよび接続供給の実施に必要な需要者の情報を当社が契約者に対し提供することに関する需要者の契約者に対する承諾書の写し，8（契約の要件）(2)ホに定める要件を満たすことを証明する文書および8（契約の要件）(2)ヌに定める発電者の発電契約者に対する承諾書の写しまたは8（契約の要件）(4)ホおよび需要抑制量調整供給の実施に必要な需要者の情報を当社が需要抑制契約者に対し提供することに関する需要者の需要抑制契約者に対する承諾書の写しをあわせて提出していただきます。ただし，発電契約者と発電者との間で締結する電力受給に関する契約等において，発電者が系統連系受電契約の締結について合意していることおよび発電者がこの約款に関する事項を遵守することを承諾していることが明らかな場合，契約者と需要者との間で締結する電力需給に関する契約等において，需要者がこの約款に関する事項を遵守することおよび接続供給の実施に必要な需要者の情報を，当社が契約者に対し提供することを承諾していることが明らかな場合，または，需要抑制契約者と需要者との間で締結する需要抑制に関する契約等において，需要者がこの約款に関する事項を遵守することおよび需要抑制量調整供給の実施に必要な需要者の情報を，当社が需要抑制契約者に対し提供することを承諾していることが明らかな場合で，当社が当該文書および承諾書の提出を不要と判断するときは，当該文書および承諾書の提出を省略することができるものといたします。
なお，自己等への電気の供給の用に供するための接続供給契約または振替供給契約を希望される場合は，8（契約の要件）(1)リに定める要件を満たすことを証明する文書をあわせて提出していただきます。この場合，当社は，必要に応じて，所管の官庁にこの要件を満たすことの確認を行ないます。	なお，自己等への電気の供給の用に供するための接続供給契約または振替供給契約を希望される場合は，8（契約の要件）(1)リに定める要件を満たすことを証明する文書をあわせて提出していただきます。この場合，当社は，必要に応じて，所管の官庁にこの要件を満たすことの確認を行ないます。
また，発電量調整供給契約を希望される場合で，電力広域的運営推進機関送配電等業務指針に定める保証金（以下，「系統連系保証金」といい，その金額は電力広域的運営推進機関業務規程に定める方法により算定いたします。）を要するときは，系統連系保証金をお支払いいただき，かつ，電源接続案件一括検討プロセスにもとづき工事費負担金補償金を定めるときは，当社と工事費負担金の補償に関する契約を締結のうえ，(1)の申込みに対する当社の回答日から1年以内（電源接続案件一括検討プロセスにもとづき申込みをされる場合および海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律〔以下「再エネ海域利用法」といいます。〕第13条第2項第10号に規定する選定事業者〔以下「選定事業者」といいます。〕を発電者として申込みをされる場合を除きます。）に申込みをしていただくものとし，需要抑制量調整供給契約を希望される場合は，8（契約の要件）(4)イに定める要件を満たすことを証明する文書を提出していただきます。	また，発電量調整供給契約を希望される場合で，電力広域的運営推進機関送配電等業務指針に定める保証金（以下「系統連系保証金」といい，その金額は電力広域的運営推進機関業務規程に定める方法により算定いたします。）を要するときは，系統連系保証金をお支払いいただき，かつ，電源接続案件一括検討プロセスにもとづき工事費負担金補償金を定めるときは，当社と工事費負担金の補償に関する契約を締結のうえ，(1)の申込みに対する当社の回答日から1年以内（電源接続案件一括検討プロセスにもとづき申込みをされる場合および海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律〔以下「再エネ海域利用法」といいます。〕第13条第2項第10号に規定する選定事業者〔以下「選定事業者」といいます。〕を発電者として申込みをされる場合を除きます。）に申込みをしていただくものとし，需要抑制量調整供給契約を希望される場合は，8（契約の要件）(4)イに定める要件を満たすことを証明する文書を提出していただきます。
イ　接続供給の場合	イ　接続供給の場合
(イ)　需要者の名称，用途，需要場所（供給地点特定番号を含みます。）および供給地点	(イ)　需要者の名称，用途，需要場所（供給地点特定番号を含みます。）および供給地点
(ロ)　供給地点における供給電気方式および供給電圧	(ロ)　供給地点における供給電気方式および供給電圧
(ハ)　需要場所における負荷設備，主開閉器，受電設備および発電設備等	(ハ)　需要場所における負荷設備，主開閉器，受電設備および発電設備等

変更前（令和6年10月1日実施）	変更後（令和7年4月1日実施）
(ニ)　契約電力（分割接続供給を希望される場合は，申込みをされる契約者に係る契約電力といたします。），契約電流または契約容量	(ニ)　契約電力（分割接続供給を希望される場合は，申込みをされる契約者に係る契約電力といたします。），契約電流または契約容量
(ホ)　契約受電電力	(ホ)　契約受電電力
(ヘ)　希望される接続送電サービス，臨時接続送電サービスまたは予備送電サービスの種別（分割接続供給を希望される場合は，申込みをされる契約者に係る接続送電サービス，臨時接続送電サービスまたは予備送電サービスの種別といたします。）	(ヘ)　希望される接続送電サービス，臨時接続送電サービスまたは予備送電サービスの種別（分割接続供給を希望される場合は，申込みをされる契約者に係る接続送電サービス，臨時接続送電サービスまたは予備送電サービスの種別といたします。）
(ト)　接続受電電力の計画値および接続供給電力の計画値	(ト)　接続受電電力の計画値および接続供給電力の計画値
(チ)　電気の調達先となる契約者，発電契約者または需要抑制契約者の名称および調達量の計画値	(チ)　電気の調達先となる契約者，発電契約者または需要抑制契約者の名称および調達量の計画値
(リ)　電気の販売先となる契約者，発電契約者または需要抑制契約者の名称および販売量の計画値	(リ)　電気の販売先となる契約者，発電契約者または需要抑制契約者の名称および販売量の計画値
(ヌ)　連絡体制	(ヌ)　連絡体制
(ル)　20（臨時接続送電サービス）を希望される場合には，契約使用期間（分割接続供給を希望される場合は，申込みをされる契約者に係る契約使用期間といたします。）	(ル)　20（臨時接続送電サービス）を希望される場合には，契約使用期間（分割接続供給を希望される場合は，申込みをされる契約者に係る契約使用期間といたします。）
(ヲ)　分割接続供給を希望される場合，次の事項（あらかじめ双方の契約者で協議のうえ，申込みをしていただきます。） a　15（供給および契約の単位）(2)イまたはロのうち希望される分割接続供給の形態 b　15（供給および契約の単位）(2)イにより当社が分割接続供給を行なう場合，それぞれの契約者への分割接続供給の形態 c　15（供給および契約の単位）(2)イ(イ)により当社が分割接続供給を行なう場合，契約者があらかじめ定めた30分ごとの電力量（以下「通告電力量」といいます。）を当社に通知する契約者 d　15（供給および契約の単位）(2)ロにより当社が分割接続供給を行なう場合，それぞれの契約者へ分割接続供給する時間帯（以下「供給時間帯」といいます。）および分割接続供給に係る料金その他の調整先となる契約者 e　分割接続供給に係る料金その他の調整に使用する，1供給地点につき，1接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービス契約電力および接続送電サービスの種別 f　臨時接続送電サービスを希望される場合は，分割接続供給に係る料金その他の調整に使用する，1 供給地点につき，1 臨時接続送電サービスを適用したときの臨時接続送電サービス契約電力および臨時接続送電サービスの種別 g　予備送電サービスを希望される場合は，分割接続供給に係る料金その他の調整に使用する，1 供給地点につき，1 予備送電サービスを適用したときの予備送電サービス契約電力および予備送電サービスの種別 なお，負荷設備，契約電力，契約電流または契約容量については，1 年間を通じての最大の負荷を基準として，契約者から申し出ていただきます。この場合，1 年間を通じての最大の負荷を確認するため，必要に応じて接続供給の開始希望日以降1年間の接続供給電力の計画値を当社所定の様式により申し出ていただきます。	(ヲ)　分割接続供給を希望される場合，次の事項（あらかじめ双方の契約者で協議のうえ，申込みをしていただきます。） a　15（供給および契約の単位）(2)イまたはロのうち希望される分割接続供給の形態 b　15（供給および契約の単位）(2)イにより当社が分割接続供給を行なう場合，それぞれの契約者への分割接続供給の形態 c　15（供給および契約の単位）(2)イ(イ)により当社が分割接続供給を行なう場合，契約者があらかじめ定めた30分ごとの電力量（以下「通告電力量」といいます。）を当社に通知する契約者 d　15（供給および契約の単位）(2)ロにより当社が分割接続供給を行なう場合，それぞれの契約者へ分割接続供給する時間帯（以下「供給時間帯」といいます。）および分割接続供給に係る料金その他の調整先となる契約者 e　分割接続供給に係る料金その他の調整に使用する，1供給地点につき，1接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービス契約電力および接続送電サービスの種別 f　臨時接続送電サービスを希望される場合は，分割接続供給に係る料金その他の調整に使用する，1 供給地点につき，1 臨時接続送電サービスを適用したときの臨時接続送電サービス契約電力および臨時接続送電サービスの種別 g　予備送電サービスを希望される場合は，分割接続供給に係る料金その他の調整に使用する，1 供給地点につき，1 予備送電サービスを適用したときの予備送電サービス契約電力および予備送電サービスの種別 なお，負荷設備，契約電力，契約電流または契約容量については，1 年間を通じての最大の負荷を基準として，契約者から申し出ていただきます。この場合，1 年間を通じての最大の負荷を確認するため，必要に応じて接続供給の開始希望日以降1年間の接続供給電力の計画値を当社所定の様式により申し出ていただきます。
ロ　振替供給の場合	ロ　振替供給の場合
(イ)　契約者の名称	(イ)　契約者の名称
(ロ)　連絡体制	(ロ)　連絡体制

変更前（令和6年10月1日実施）	変更後（令和7年4月1日実施）
(ハ)　当社が小売電気事業，一般送配電事業，特定送配電事業または自己等への電気の供給の用に供する電気を振替供給する場合には，当該振替供給に係る当社以外の一般送配電事業者または配電事業者との接続供給契約等の内容または申込内容	(ハ)　当社が小売電気事業，一般送配電事業，特定送配電事業または自己等への電気の供給の用に供する電気を振替供給する場合には，当該振替供給に係る当社以外の一般送配電事業者または配電事業者との接続供給契約等の内容または申込内容
(ニ)　振替供給の開始希望日	(ニ)　振替供給の開始希望日
ハ　発電量調整供給の場合	ハ　発電量調整供給の場合
(イ)　発電場所の受電地点特定番号および発電設備等に係る供給地点の供給地点特定番号	(イ)　発電場所の受電地点特定番号および発電設備等に係る供給地点の供給地点特定番号
(ロ)　契約受電電力および同時最大受電電力	(ロ)　契約受電電力および同時最大受電電力
(ハ)　発電量調整受電計画電力	(ハ)　発電量調整受電計画電力
(ニ)　電気の調達先となる契約者，発電契約者または需要抑制契約者の名称および調達量の計画値	(ニ)　電気の調達先となる契約者，発電契約者または需要抑制契約者の名称および調達量の計画値
(ホ)　電気の販売先となる契約者，発電契約者または需要抑制契約者の名称および販売量の計画値	(ホ)　電気の販売先となる契約者，発電契約者または需要抑制契約者の名称および販売量の計画値
(ヘ)　連絡体制	(ヘ)　連絡体制
ニ　需要抑制量調整供給の場合	ニ　需要抑制量調整供給の場合
(イ)　需要抑制契約者の名称	(イ)　需要抑制契約者の名称
(ロ)　需要抑制量調整受電計画電力	(ロ)　需要抑制量調整受電計画電力
(ハ)　需要抑制を行なう場合の30分ごとの需要抑制量調整受電計画電力量に対応する，需要抑制の予定電力量（1 ベースラインに係る需要場所を複数とする場合で，当該ベースラインにもとづく需要抑制量調整受電計画電力量を設定するときは，需要場所ごとの需要抑制量調整供給に係る需要抑制の予定電力量といたします。）の最小値	(ハ)　需要抑制を行なう場合の30分ごとの需要抑制量調整受電計画電力量に対応する，需要抑制の予定電力量（1 ベースラインに係る需要場所を複数とする場合で，当該ベースラインにもとづく需要抑制量調整受電計画電力量を設定するときは，需要場所ごとの需要抑制量調整供給に係る需要抑制の予定電力量といたします。）の最小値
(ニ)　需要抑制を行なう場合の30分ごとの販売計画の最小値	(ニ)　需要抑制を行なう場合の30分ごとの販売計画の最小値
(ホ)　需要者の名称および需要場所（供給地点特定番号を含みます。）	(ホ)　需要者の名称および需要場所（供給地点特定番号を含みます。）
(ヘ)　需要者と電力需給に関する契約等を締結している契約者の名称	(ヘ)　需要者と電力需給に関する契約等を締結している契約者の名称
(ト)　需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量および需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量の算定方法となる31（電力および電力量の算定）(14)イまたはロ	(ト)　需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量および需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量の算定方法となる31（電力および電力量の算定）(14)イまたはロ
(チ)　電気の調達先となる契約者，発電契約者または需要抑制契約者の名称および調達量の計画値	(チ)　電気の調達先となる契約者，発電契約者または需要抑制契約者の名称および調達量の計画値
(リ)　電気の販売先となる契約者，発電契約者または需要抑制契約者の名称および販売量の計画値	(リ)　電気の販売先となる契約者，発電契約者または需要抑制契約者の名称および販売量の計画値
(ヌ)　需要抑制量調整供給の開始希望日	(ヌ)　需要抑制量調整供給の開始希望日
(ル)　連絡体制	(ル)　連絡体制
なお，需要抑制バランシンググループごとの(ト)の算定方法となる31（電力および電力量の算定）(14)イまたはロのいずれかの適用を開始した後 1 年間は同一の算定方法の適用を継続していただくものといたします。	なお，需要抑制バランシンググループごとの(ト)の算定方法となる31（電力および電力量の算定）(14)イまたはロのいずれかの適用を開始した後 1 年間は同一の算定方法の適用を継続していただくものといたします。
(5)　当社は，接続供給契約（受電地点〔会社間連系点の場合に限ります。〕に係る事項に限ります。）または振替供給契約について，当日等の利用分および翌日等の利用分に限り，(4)に定める様式以外で当社が指定した方法により契約者に申込みをしていただくことがあります。また，当社は，受給契約等にもとづく連系線の利用に係る事項（当社以外の一般送配電事業者の連系線の利用に係る事項を含みます。）について，当社が指定した方法により契約者に提出していただくことがあります。この場合，当該申込み方法による申込みに係る託送供給の実施または受給契約等にもとづく連系線の利用に係る事項の提出にともなって必要となる事項に関する契約（以下「契約者に係る基本契約」といいます。）を当社とあらかじめ締結していただきます。	(5)　当社は，接続供給契約（受電地点〔会社間連系点の場合に限ります。〕に係る事項に限ります。）または振替供給契約について，当日等の利用分および翌日等の利用分に限り，(4)に定める様式以外で当社が指定した方法により契約者に申込みをしていただくことがあります。また，当社は，受給契約等にもとづく連系線の利用に係る事項（当社以外の一般送配電事業者の連系線の利用に係る事項を含みます。）について，当社が指定した方法により契約者に提出していただくことがあります。この場合，当該申込み方法による申込みに係る託送供給の実施または受給契約等にもとづく連系線の利用に係る事項の提出にともなって必要となる事項に関する契約（以下「契約者に係る基本契約」といいます。）を当社とあらかじめ締結していただきます。

変更前（令和６年10月１日実施）	変更後（令和７年４月１日実施）
なお，契約者に係る基本契約の契約期間は，契約者と当社との協議が整った日から１年間とし，契約期間満了に先だって契約内容に変更がない場合は，契約期間満了後も１年ごとに同一条件で継続されるものといたします。 また，契約者に係る基本契約で定める事項について，基本契約書を作成いたします。 (6)　当社は，受給契約等にもとづく連系線の利用に係る事項（当社以外の一般送配電事業者の連系線の利用に係る事項を含みます。）について，当社が指定した方法により発電契約者に提出していただくことがあります。この場合，受給契約等にもとづく連系線の利用に係る事項の提出にともなって必要となる事項に関する契約（以下「発電契約者に係る基本契約」といいます。）を当社とあらかじめ締結していただきます。 なお，発電契約者に係る基本契約の契約期間は，発電契約者と当社との協議が整った日から１年間とし，契約期間満了に先だって契約内容に変更がない場合は，契約期間満了後も１年ごとに同一条件で継続されるものといたします。 また，発電契約者に係る基本契約で定める事項について，基本契約書を作成いたします。 (7)　当社は，受給契約等にもとづく連系線の利用に係る事項（当社以外の一般送配電事業者の連系線の利用に係る事項を含みます。）について，当社が指定した方法により需要抑制契約者に提出していただくことがあります。この場合，受給契約等にもとづく連系線の利用に係る事項の提出にともなって必要となる事項に関する契約（以下「需要抑制契約者に係る基本契約」といいます。）を当社とあらかじめ締結していただきます。 なお，需要抑制契約者に係る基本契約の契約期間は，需要抑制契約者と当社との協議が整った日から１年間とし，契約期間満了に先だって契約内容に変更がない場合は，契約期間満了後も１年ごとに同一条件で継続されるものといたします。 また，需要抑制契約者に係る基本契約で定める事項について，基本契約書を作成いたします。	なお，契約者に係る基本契約の契約期間は，契約者と当社との協議がととのった日から１年間とし，契約期間満了に先だって契約内容に変更がない場合は，契約期間満了後も１年ごとに同一条件で継続されるものといたします。 また，契約者に係る基本契約で定める事項について，基本契約書を作成いたします。 (6)　当社は，受給契約等にもとづく連系線の利用に係る事項（当社以外の一般送配電事業者の連系線の利用に係る事項を含みます。）について，当社が指定した方法により発電契約者に提出していただくことがあります。この場合，受給契約等にもとづく連系線の利用に係る事項の提出にともなって必要となる事項に関する契約（以下「発電契約者に係る基本契約」といいます。）を当社とあらかじめ締結していただきます。 なお，発電契約者に係る基本契約の契約期間は，発電契約者と当社との協議がととのった日から１年間とし，契約期間満了に先だって契約内容に変更がない場合は，契約期間満了後も１年ごとに同一条件で継続されるものといたします。 また，発電契約者に係る基本契約で定める事項について，基本契約書を作成いたします。 (7)　当社は，受給契約等にもとづく連系線の利用に係る事項（当社以外の一般送配電事業者の連系線の利用に係る事項を含みます。）について，当社が指定した方法により需要抑制契約者に提出していただくことがあります。この場合，受給契約等にもとづく連系線の利用に係る事項の提出にともなって必要となる事項に関する契約（以下「需要抑制契約者に係る基本契約」といいます。）を当社とあらかじめ締結していただきます。 なお，需要抑制契約者に係る基本契約の契約期間は，需要抑制契約者と当社との協議がととのった日から１年間とし，契約期間満了に先だって契約内容に変更がない場合は，契約期間満了後も１年ごとに同一条件で継続されるものといたします。 また，需要抑制契約者に係る基本契約で定める事項について，基本契約書を作成いたします。
10　契約の成立および契約期間 (1)　接続供給契約は，接続供給契約の申込みを当社が承諾したときに，振替供給契約は，振替供給契約の申込みを当社が承諾したときに，発電量調整供給契約は，発電量調整供給契約の申込みを当社が承諾したときに，系統連系受電契約は，系統連系受電契約の申込みを当社が承諾したときに，需要抑制量調整供給契約は，需要抑制量調整供給契約の申込みを当社が承諾したときに，それぞれ成立いたします。 (2)　契約期間は，次によります。 イ　接続供給の場合 (イ)　契約期間は，20（臨時接続送電サービス）を利用される場合を除き，接続供給契約が成立した日から，料金適用開始の日以降１年目の日までといたします。 (ロ)　契約期間満了に先だって接続供給契約の消滅または変更がない場合は，接続供給契約は，契約期間満了後も１年ごとに同一条件で継続されるものといたします。 (ハ)　20（臨時接続送電サービス）を利用される場合の契約期間は，接続供給契約が成立した日から，あらかじめ定めた契約使用期間満了の日までといたします。 ロ　発電量調整供給の場合 (イ)　契約期間は，発電設備等に係る供給地点において20（臨時接続送電サービス）が適用されている場合等特別の事情がある場合を除き，発電量調整供給契約または系統連系受電契約が成立した日から，料金適用	**10　契約の成立および契約期間** (1)　接続供給契約は，接続供給契約の申込みを当社が承諾したときに，振替供給契約は，振替供給契約の申込みを当社が承諾したときに，発電量調整供給契約は，発電量調整供給契約の申込みを当社が承諾したときに，系統連系受電契約は，系統連系受電契約の申込みを当社が承諾したときに，需要抑制量調整供給契約は，需要抑制量調整供給契約の申込みを当社が承諾したときに，それぞれ成立いたします。 (2)　契約期間は，次によります。 イ　接続供給の場合 (イ)　契約期間は，20（臨時接続送電サービス）を利用される場合を除き，接続供給契約が成立した日から，料金適用開始の日以降１年目の日までといたします。 (ロ)　契約期間満了に先だって接続供給契約の消滅または変更がない場合は，接続供給契約は，契約期間満了後も１年ごとに同一条件で継続されるものといたします。 (ハ)　20（臨時接続送電サービス）を利用される場合の契約期間は，接続供給契約が成立した日から，あらかじめ定めた契約使用期間満了の日までといたします。 ロ　発電量調整供給の場合 (イ)　契約期間は，発電設備等に係る供給地点において20（臨時接続送電サービス）が適用されている場合等特別の事情がある場合を除き，発電量調整供給契約または系統連系受電契約が成立した日から，料金適用

<table>
<tr><th>変更前（令和6年10月1日実施）</th><th>変更後（令和7年4月1日実施）</th></tr>
<tr><td>開始の日以降1年目の日までといたします。
(ロ)　契約期間満了に先だって発電量調整供給契約または系統連系受電契約の消滅または変更がない場合は，発電量調整供給契約または系統連系受電契約は，契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものといたします。
(ハ)　契約期間は，発電設備等に係る供給地点において20（臨時接続送電サービス）が適用されている場合等特別の事情がある場合，発電量調整供給契約または系統連系受電契約が成立した日から，発電契約者または発電者と当社との協議により定めた日までといたします。
ハ　振替供給または需要抑制量調整供給の場合
契約期間は，振替供給契約または需要抑制量調整供給契約が成立した日から，契約者または需要抑制契約者の申込みにもとづき，契約者または需要抑制契約者と当社との協議により定めた日までといたします。ただし，特別の事情がない限り，契約期間は，振替供給または需要抑制量調整供給の開始日から起算して1年未満とならないものといたします。

11　託送供給等の開始
(1)　当社は，接続供給契約，振替供給契約，発電量調整供給契約，系統連系受電契約または需要抑制量調整供給契約の申込みを承諾したときには，契約者，発電契約者または需要抑制契約者と協議のうえ託送供給または電力量調整供給の開始日を定め，供給準備その他必要な手続きを経たのち，すみやかに託送供給または電力量調整供給を開始いたします。
(2)　当社は，天候，用地交渉，停電交渉等の事情によるやむをえない理由によって，あらかじめ定めた託送供給または電力量調整供給の開始日に託送供給または電力量調整供給ができないことが明らかになった場合には，その理由を契約者，発電契約者または需要抑制契約者にお知らせし，あらためて契約者，発電契約者または需要抑制契約者と協議のうえ，託送供給または電力量調整供給の開始日を定めて託送供給または電力量調整供給を開始いたします。

12　供給準備その他必要な手続きのための協力
契約者，発電契約者，需要抑制契約者，発電者または需要者は，当該託送供給または電力量調整供給の実施にともない当社が施設または所有する供給設備の工事および維持のために必要な用地の確保等について協力していただきます。

13　電気方式，電圧および周波数
(1)　受電電気方式は，受電電圧に応じて，次のとおりといたします。
<table><tr><td rowspan="2">受電電圧</td><td>低圧</td><td>交流単相2線式，交流単相3線式または交流3相3線式</td></tr><tr><td>高圧または特別高圧</td><td>交流3相3線式</td></tr></table>(2)　供給電気方式は，供給電圧および接続送電サービス，臨時接続送電サービスまたは予備送電サービスに応じて，Ⅲ（料金）の各項に定めるところによります。</td><td>開始の日以降1年目の日までといたします。
(ロ)　契約期間満了に先だって発電量調整供給契約または系統連系受電契約の消滅または変更がない場合は，発電量調整供給契約または系統連系受電契約は，契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものといたします。
(ハ)　契約期間は，発電設備等に係る供給地点において20（臨時接続送電サービス）が適用されている場合等特別の事情がある場合，発電量調整供給契約または系統連系受電契約が成立した日から，発電契約者または発電者と当社との協議により定めた日までといたします。
ハ　振替供給または需要抑制量調整供給の場合
契約期間は，振替供給契約または需要抑制量調整供給契約が成立した日から，契約者または需要抑制契約者の申込みにもとづき，契約者または需要抑制契約者と当社との協議により定めた日までといたします。ただし，特別の事情がない限り，契約期間は，振替供給または需要抑制量調整供給の開始日から起算して1年未満とならないものといたします。

11　託送供給等の開始
(1)　当社は，接続供給契約，振替供給契約，発電量調整供給契約，系統連系受電契約または需要抑制量調整供給契約の申込みを承諾したときには，契約者，発電契約者または需要抑制契約者と協議のうえ託送供給または電力量調整供給の開始日を定め，供給準備その他必要な手続きを経たのち，すみやかに託送供給または電力量調整供給を開始いたします。
(2)　当社は，天候，用地交渉，停電交渉等の事情によるやむをえない理由によって，あらかじめ定めた託送供給または電力量調整供給の開始日に託送供給または電力量調整供給ができないことが明らかになった場合には，その理由を契約者，発電契約者または需要抑制契約者にお知らせし，あらためて契約者，発電契約者または需要抑制契約者と協議のうえ，託送供給または電力量調整供給の開始日を定めて託送供給または電力量調整供給を開始いたします。

12　供給準備その他必要な手続きのための協力
契約者，発電契約者，需要抑制契約者，発電者または需要者は，当該託送供給または電力量調整供給の実施にともない当社が施設または所有する供給設備の工事および維持のために必要な用地の確保等について協力していただきます。

13　電気方式，電圧および周波数
(1)　受電電気方式は，受電電圧に応じて，次のとおりといたします。
<table><tr><td rowspan="2">受電電圧</td><td>低圧</td><td>交流単相2線式，交流単相3線式または交流3相3線式</td></tr><tr><td>高圧または特別高圧</td><td>交流3相3線式</td></tr></table>(2)　供給電気方式は，供給電圧および接続送電サービス，臨時接続送電サービスまたは予備送電サービスに応じて，Ⅲ（料金）の各項に定めるところによります。</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>変更前（令和6年10月1日実施）</th><th>変更後（令和7年4月1日実施）</th></tr>
<tr><td>

(3)　受電電圧は，会社間連系点を受電地点とする場合を除き，原則として，受電地点（1建物内の2以上の発電場所から共同引込線〔2以上の発電場所または需要場所に対して1引込みにより電気を受電または供給するための引込線をいいます。〕による1引込みで電気を受電する場合の受電地点は，発電場所ごとに異なる地点とみなします。）における契約受電電力（発電場所における発電設備等，受電設備および負荷設備等を基準として，発電契約者と当社との協議により受電地点ごとに定めます。）に応じて，次のとおりといたします。

<table>
<tr><td rowspan="4">契約受電電力</td><td>50キロワット未満</td><td>標準電圧　100ボルト
または200ボルト</td></tr>
<tr><td>50キロワット以上
2,000キロワット未満</td><td>標準電圧　6,000ボルト</td></tr>
<tr><td>2,000キロワット以上
10,000キロワット未満</td><td>標準電圧　30,000ボルト</td></tr>
<tr><td>10,000キロワット以上</td><td>標準電圧　60,000ボルト</td></tr>
</table>

(4)　供給電圧は，会社間連系点を供給地点とする場合を除き，接続送電サービス，臨時接続送電サービスまたは予備送電サービスに応じて，Ⅲ（料金）の各項に定めるところによります。

ただし，接続送電サービス契約電力が500キロワット未満である場合（契約者が新たに供給地点への接続供給を開始される場合または需要場所における受電設備を変更される場合等に限ります。）は，別表1（契約設備電力の算定）により定めた供給地点（1建物内の2以上の需要場所に共同引込線による1引込みで電気を供給する場合の供給地点は，需要場所ごとに異なる地点とみなします。）における契約設備電力に応じて次のとおりといたします。

<table>
<tr><td rowspan="2">契約設備電力</td><td>50キロワット未満</td><td>標準電圧　100ボルト
または200ボルト</td></tr>
<tr><td>50キロワット以上</td><td>標準電圧　6,000ボルト</td></tr>
</table>

なお，1需要場所において，電灯標準接続送電サービス，電灯時間帯別接続送電サービスまたは電灯従量接続送電サービスと動力標準接続送電サービス，動力時間帯別接続送電サービスまたは動力従量接続送電サービスとをあわせて契約する場合，契約設備電力の合計が50キロワット未満となるときの供給電圧は原則として標準電圧100ボルトまたは200ボルトとし，契約設備電力の合計が50キロワット以上となるときの供給電圧は原則として標準電圧6,000ボルトといたします。ただし，契約者が希望され，かつ，電気の使用状態，当社の供給設備の状況等から当社が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは，契約設備電力の合計が50キロワット以上であっても，標準電圧100ボルトまたは200ボルトとすることがあります。この場合，当社は，需要者の土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

(5)　受電電圧については発電者に，供給電圧については需要者に特別の事情がある場合または当社の供給設備の都合でやむをえない場合には，(3)または(4)に定める当該標準電圧より上位または下位の電圧で，受電または供給することがあります。

(6)　周波数は，標準周波数50ヘルツといたします。

</td><td>

(3)　受電電圧は，会社間連系点を受電地点とする場合を除き，原則として，受電地点（1建物内の2以上の発電場所から共同引込線〔2以上の発電場所または需要場所に対して1引込みにより電気を受電または供給するための引込線をいいます。〕による1引込みで電気を受電する場合の受電地点は，発電場所ごとに異なる地点とみなします。）における契約受電電力（発電場所における発電設備等，受電設備および負荷設備等を基準として，発電契約者と当社との協議により受電地点ごとに定めます。）に応じて，次のとおりといたします。

<table>
<tr><td rowspan="4">契約受電電力</td><td>50キロワット未満</td><td>標準電圧　100ボルト
または200ボルト</td></tr>
<tr><td>50キロワット以上
2,000キロワット未満</td><td>標準電圧　6,000ボルト</td></tr>
<tr><td>2,000キロワット以上
10,000キロワット未満</td><td>標準電圧　30,000ボルト</td></tr>
<tr><td>10,000キロワット以上</td><td>標準電圧　60,000ボルト</td></tr>
</table>

(4)　供給電圧は，会社間連系点を供給地点とする場合を除き，接続送電サービス，臨時接続送電サービスまたは予備送電サービスに応じて，Ⅲ（料金）の各項に定めるところによります。

ただし，接続送電サービス契約電力が500キロワット未満である場合（契約者が新たに供給地点への接続供給を開始される場合または需要場所における受電設備を変更される場合等に限ります。）は，別表1（契約設備電力の算定）により定めた供給地点（1建物内の2以上の需要場所に共同引込線による1引込みで電気を供給する場合の供給地点は，需要場所ごとに異なる地点とみなします。）における契約設備電力に応じて次のとおりといたします。

<table>
<tr><td rowspan="2">契約設備電力</td><td>50キロワット未満</td><td>標準電圧　100ボルト
または200ボルト</td></tr>
<tr><td>50キロワット以上</td><td>標準電圧　6,000ボルト</td></tr>
</table>

なお，1需要場所において，電灯標準接続送電サービス，電灯時間帯別接続送電サービスまたは電灯従量接続送電サービスと動力標準接続送電サービス，動力時間帯別接続送電サービスまたは動力従量接続送電サービスとをあわせて契約する場合，契約設備電力の合計が50キロワット未満となるときの供給電圧は原則として標準電圧100ボルトまたは200ボルトとし，契約設備電力の合計が50キロワット以上となるときの供給電圧は原則として標準電圧6,000ボルトといたします。ただし，契約者が希望され，かつ，電気の使用状態，当社の供給設備の状況等から当社が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは，契約設備電力の合計が50キロワット以上であっても，標準電圧100ボルトまたは200ボルトとすることがあります。この場合，当社は，需要者の土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

(5)　受電電圧については発電者に，供給電圧については需要者に特別の事情がある場合または当社の供給設備の都合でやむをえない場合には，(3)または(4)に定める当該標準電圧より上位または下位の電圧で，受電または供給することがあります。

(6)　周波数は，標準周波数50ヘルツといたします。

</td></tr>
</table>

変更前（令和6年10月1日実施）	変更後（令和7年4月1日実施）
14　発電場所および需要場所	**14　発電場所および需要場所**
(1)　当社は，原則として，1構内をなすものは1構内を1発電場所または1需要場所とし，これによりがたい場合には，イおよびロによります。 なお，1構内をなすものとは，さく，へい等によって区切られ公衆が自由に出入りできない区域であって，原則として区域内の各建物が同一会計主体に属するものをいいます。ただし，複数の発電設備等を隣接した構内に設置する場合は，正当な理由がない限り，1構内をなすものとみなします。 イ　当社は，1建物をなすものは1建物を1発電場所または1需要場所とし，これによりがたい場合には，ロによります。 なお，1建物をなすものとは，独立した1建物をいいます。ただし，複数の建物であっても，それぞれが地上または地下において連結され，かつ，各建物の所有者および使用者が同一のとき等建物としての一体性を有していると認められる場合は，1建物をなすものとみなします。また，看板灯，庭園灯，門灯等建物に付属した屋外電灯は，建物と同一の発電場所または需要場所といたします。 ロ　構内または建物の特殊な場合には，次によります。 (イ)　居住用の建物の場合 1建物に会計主体の異なる部分がある場合で，次のいずれにも該当するときは，各部分をそれぞれ1発電場所または1需要場所とすることができます。この場合には，共用する部分を原則として1発電場所または1需要場所といたします。 a　各部分の間が固定的な隔壁または扉で明確に区分されていること。 b　各部分の屋内配線設備が相互に分離して施設されていること。 c　各部分が世帯単位の居住に必要な機能（炊事のための設備等）を有すること。 (ロ)　居住用以外の建物の場合 1建物に会計主体の異なる部分がある場合で，各部分の間が固定的な隔壁で明確に区分され，かつ，共用する部分がないときまたは各部分の所有者が異なるときは，各部分をそれぞれ1発電場所または1需要場所とすることができます。この場合には，共用する部分を原則として1発電場所または1需要場所といたします。 (ハ)　居住用部分と居住用以外の部分からなる建物の場合 1建物に居住用部分と居住用以外の部分がある場合は，(ロ)に準ずるものといたします。ただし，アパートと店舗からなる建物等居住用部分と居住用以外の部分の間が固定的な隔壁で明確に区分されている建物の場合は，居住用部分に限り(イ)に準ずるものといたします。	(1)　当社は，原則として，1構内をなすものは1構内を1発電場所または1需要場所とし，これによりがたい場合には，イおよびロによります。 なお，1構内をなすものとは，さく，へい等によって区切られ公衆が自由に出入りできない区域であって，原則として区域内の各建物が同一会計主体に属するものをいいます。ただし，複数の発電設備等を隣接した構内に設置する場合は，正当な理由がない限り，1構内をなすものとみなします。 イ　当社は，1建物をなすものは1建物を1発電場所または1需要場所とし，これによりがたい場合には，ロによります。 なお，1建物をなすものとは，独立した1建物をいいます。ただし，複数の建物であっても，それぞれが地上または地下において連結され，かつ，各建物の所有者および使用者が同一のとき等建物としての一体性を有していると認められる場合は，1建物をなすものとみなします。また，看板灯，庭園灯，門灯等建物に付属した屋外電灯は，建物と同一の発電場所または需要場所といたします。 ロ　構内または建物の特殊な場合には，次によります。 (イ)　居住用の建物の場合 1建物に会計主体の異なる部分がある場合で，次のいずれにも該当するときは，各部分をそれぞれ1発電場所または1需要場所とすることができます。この場合には，共用する部分を原則として1発電場所または1需要場所といたします。 a　各部分の間が固定的な隔壁または扉で明確に区分されていること。 b　各部分の屋内配線設備が相互に分離して施設されていること。 c　各部分が世帯単位の居住に必要な機能（炊事のための設備等）を有すること。 (ロ)　居住用以外の建物の場合 1建物に会計主体の異なる部分がある場合で，各部分の間が固定的な隔壁で明確に区分され，かつ，共用する部分がないときまたは各部分の所有者が異なるときは，各部分をそれぞれ1発電場所または1需要場所とすることができます。この場合には，共用する部分を原則として1発電場所または1需要場所といたします。 (ハ)　居住用部分と居住用以外の部分からなる建物の場合 1建物に居住用部分と居住用以外の部分がある場合は，(ロ)に準ずるものといたします。ただし，アパートと店舗からなる建物等居住用部分と居住用以外の部分の間が固定的な隔壁で明確に区分されている建物の場合は，居住用部分に限り(イ)に準ずるものといたします。
(2)　隣接する複数の構内の場合で，それぞれの構内において営む事業の相互の関連性が高いときは，(1)にかかわらず，その隣接する複数の構内を1発電場所または1需要場所とすることがあります。	(2)　隣接する複数の構内の場合で，それぞれの構内において営む事業の相互の関連性が高いときは，(1)にかかわらず，その隣接する複数の構内を1発電場所または1需要場所とすることがあります。
(3)　道路その他公共の用に供せられる土地（(1)に定める構内または(2)に定める隣接する複数の構内を除きます。）において，街路灯等が設置されている場合は，その設置されている場所を1発電場所または1需要場所といたします。	(3)　道路その他公共の用に供せられる土地（(1)に定める構内または(2)に定める隣接する複数の構内を除きます。）において，街路灯等が設置されている場合は，その設置されている場所を1発電場所または1需要場所といたします。
(4)　(1)に定める1構内，(1)イに定める1建物，(2)に定める隣接する複数の構内または(3)に定める設置されている場所（以下「原需要場所等」といいます。）において，災害による被害を防ぐための措置，温室効果ガス等の排出の抑制等のための措置，または電気工作物の設置および運用の合理化のための措置その他の電気の使	(4)　(1)に定める1構内，(1)イに定める1建物，(2)に定める隣接する複数の構内または(3)に定める設置されている場所（以下「原需要場所等」といいます。）において，災害による被害を防ぐための措置，温室効果ガス等の排出の抑制等のための措置，または電気工作物の設置および運用の合理化のための措置その他の電気の使

変更前（令和6年10月1日実施）	変更後（令和7年4月1日実施）
用者の利益に資する措置にともない必要な設備を新たに使用する際に，当該設備が施設された区域または部分（以下「特例区域等」といいます。）の契約者または発電契約者からの申出がある場合で，次のいずれにも該当するときは，(1)，(2)または(3)にかかわらず，特例区域等を1発電場所または1需要場所といたします。	用者の利益に資する措置にともない必要な設備を新たに使用する際に，当該設備が施設された区域または部分（以下「特例区域等」といいます。）の契約者または発電契約者からの申出がある場合で，次のいずれにも該当するときは，(1)，(2)または(3)にかかわらず，特例区域等を1発電場所または1需要場所といたします。
イ　次の事項について，原需要場所等から特例区域等を除いた区域または部分（以下「非特例区域等」といいます。）の発電者または需要者の承諾をえていること。	イ　次の事項について，原需要場所等から特例区域等を除いた区域または部分（以下「非特例区域等」といいます。）の発電者または需要者の承諾をえていること。
(イ)　非特例区域等について，(1)，(2)または(3)に準じて発電場所または需要場所を定めること。	(イ)　非特例区域等について，(1)，(2)または(3)に準じて発電場所または需要場所を定めること。
(ロ)　当社が特例区域等における業務を実施するため，43（発電場所および需要場所への立入りによる業務の実施）に準じて，非特例区域等の発電者または需要者の土地または建物に立ち入らせていただく場合には，正当な理由がない限り，立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただくこと。	(ロ)　当社が特例区域等における業務を実施するため，43（発電場所および需要場所への立入りによる業務の実施）に準じて，非特例区域等の発電者または需要者の土地または建物に立ち入らせていただく場合には，正当な理由がない限り，立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただくこと。
ロ　特例区域等と非特例区域等の間が外観上区分されていること。	ロ　特例区域等と非特例区域等の間が外観上区分されていること。
ハ　特例区域等と非特例区域等の配線設備が相互に分離して施設されていること。	ハ　特例区域等と非特例区域等の配線設備が相互に分離して施設されていること。
ニ　当社が非特例区域等における業務を実施するため，43（発電場所および需要場所への立入りによる業務の実施）に準じて，特例区域等の発電者または需要者の土地または建物に立ち入らせていただく場合には，正当な理由がない限り，立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただくこと。	ニ　当社が非特例区域等における業務を実施するため，43（発電場所および需要場所への立入りによる業務の実施）に準じて，特例区域等の発電者または需要者の土地または建物に立ち入らせていただく場合には，正当な理由がない限り，立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただくこと。
ホ　特例区域等を1発電場所または1需要場所とすることが社会的経済的事情に照らし不適当でなく，他の電気の使用者の利益を著しく阻害するおそれがないこと。	ホ　特例区域等を1発電場所または1需要場所とすることが社会的経済的事情に照らし不適当でなく，他の電気の使用者の利益を著しく阻害するおそれがないこと。
15　供給および契約の単位	**15　供給および契約の単位**
(1)　当社は，次の場合を除き，1需要場所について1接続送電サービスまたは1臨時接続送電サービスを適用し，1電気方式，1引込みおよび1計量をもって託送供給を行ない，1発電場所について1系統連系受電サービスを適用（当社が特定契約を締結している場合〔発電契約者が発電者との間で電力受給に関する契約を締結している場合を除きます。〕を除きます。）し，1電気方式，1引込みおよび1計量をもって発電量調整供給を行ないます。	(1)　当社は，次の場合を除き，1需要場所について1接続送電サービスまたは1臨時接続送電サービスを適用し，1電気方式，1引込みおよび1計量をもって託送供給を行ない，1発電場所について1系統連系受電サービスを適用（当社が特定契約を締結している場合〔発電契約者が発電者との間で電力受給に関する契約を締結している場合を除きます。〕を除きます。）し，1電気方式，1引込みおよび1計量をもって発電量調整供給を行ないます。
イ　1需要場所につき，(イ)および(ロ)の2臨時接続送電サービスをあわせて契約する場合，または，次の1臨時接続送電サービス（(イ)および(ロ)の2臨時接続送電サービスをあわせて契約する場合またはへの場合は，2臨時接続送電サービスといたします。）とこれ以外の1接続送電サービス（ロまたはへの場合は，2接続送電サービスといたします。）とをあわせて契約する場合	イ　1需要場所につき，(イ)および(ロ)の2臨時接続送電サービスをあわせて契約する場合，または，次の1臨時接続送電サービス（(イ)および(ロ)の2臨時接続送電サービスをあわせて契約する場合またはへの場合は，2臨時接続送電サービスといたします。）とこれ以外の1接続送電サービス（ロまたはへの場合は，2接続送電サービスといたします。）とをあわせて契約する場合
(イ)　電灯臨時定額接続送電サービスおよび電灯臨時接続送電サービスのうちの1臨時接続送電サービス	(イ)　電灯臨時定額接続送電サービスおよび電灯臨時接続送電サービスのうちの1臨時接続送電サービス
(ロ)　動力臨時定額接続送電サービスおよび動力臨時接続送電サービスのうちの1臨時接続送電サービス	(ロ)　動力臨時定額接続送電サービスおよび動力臨時接続送電サービスのうちの1臨時接続送電サービス
(ハ)　高圧臨時接続送電サービス	(ハ)　高圧臨時接続送電サービス
(ニ)　特別高圧臨時接続送電サービス	(ニ)　特別高圧臨時接続送電サービス
ロ　電灯または小型機器と動力とをあわせて使用する需要者に供給する場合で，次の2接続送電サービスをあわせて契約する場合	ロ　電灯または小型機器と動力とをあわせて使用する需要者に供給する場合で，次の2接続送電サービスをあわせて契約する場合
(イ)　電灯定額接続送電サービス，電灯標準接続送電サービス，電灯時間帯別接続送電サービスおよび電灯従量接続送電サービスのうちの1接続送電サービス	(イ)　電灯定額接続送電サービス，電灯標準接続送電サービス，電灯時間帯別接続送電サービスおよび電灯従量接続送電サービスのうちの1接続送電サービス
(ロ)　動力標準接続送電サービス，動力時間帯別接続送電サービスおよび動力従量接続送電サービスのうちの1接続送電サービス	(ロ)　動力標準接続送電サービス，動力時間帯別接続送電サービスおよび動力従量接続送電サービスのうちの1接続送電サービス

変更前（令和6年10月1日実施）	変更後（令和7年4月1日実施）
ハ　共同引込線による引込みで託送供給または発電量調整供給を行なう場合	ハ　共同引込線による引込みで託送供給または発電量調整供給を行なう場合
ニ　予備送電サービスをあわせて契約する場合	ニ　予備送電サービスをあわせて契約する場合
ホ　災害による被害を防ぐための措置，温室効果ガス等の排出の抑制等のための措置，または電気工作物の設置および運用の合理化のための措置その他の電気の使用者の利益に資する措置にともない，契約者または発電契約者からの申出がある場合で，当社が技術上，保安上適当と認めたとき。	ホ　災害による被害を防ぐための措置，温室効果ガス等の排出の抑制等のための措置，または電気工作物の設置および運用の合理化のための措置その他の電気の使用者の利益に資する措置にともない，契約者または発電契約者からの申出がある場合で，当社が技術上，保安上適当と認めたとき。
ヘ　(2)イまたはロにより当社が分割接続供給を行なう場合	ヘ　(2)イまたはロにより当社が分割接続供給を行なう場合
ト　その他技術上，経済上やむをえない場合等特別の事情がある場合	ト　その他技術上，経済上やむをえない場合等特別の事情がある場合
(2)　接続供給の場合，当社は，あらかじめ定めた発電契約者または電力広域的運営推進機関が定めた発電契約者および需要場所について，1接続供給契約を結び，1需要バランシンググループを設定いたします。この場合，それぞれの需要場所は原則として1接続供給契約に属するものとし，また，当社は，原則として，1契約者に対して1接続供給契約を結びます。 なお，電気鉄道の場合で，負荷が移動するために同一送電系統に属する2以上の供給地点において常時電気の供給を受ける契約者が希望されるときは，その料金その他の供給条件について複数供給地点を1供給地点とみなすことがあります。 また，当社は，分割接続供給の場合，1需要場所につき，2契約者にそれぞれ1接続供給契約を適用し，原則として2接続送電サービスまたは2臨時接続送電サービスを適用のうえ，1電気方式，1引込みおよび1計量をもって次のいずれかの形態で分割接続供給を行ないます。	(2)　接続供給の場合，当社は，あらかじめ定めた発電契約者または電力広域的運営推進機関が定めた発電契約者および需要場所について，1接続供給契約を結び，1需要バランシンググループを設定いたします。この場合，それぞれの需要場所は原則として1接続供給契約に属するものとし，また，当社は，原則として，1契約者に対して1接続供給契約を結びます。 なお，電気鉄道の場合で，負荷が移動するために同一送電系統に属する2以上の供給地点において常時電気の供給を受ける契約者が希望されるときは，その料金その他の供給条件について複数供給地点を1供給地点とみなすことがあります。 また，当社は，分割接続供給の場合，1需要場所につき，2契約者にそれぞれ1接続供給契約を適用し，原則として2接続送電サービスまたは2臨時接続送電サービスを適用のうえ，1電気方式，1引込みおよび1計量をもって次のいずれかの形態で分割接続供給を行ないます。
イ　当社が，1需要場所において，あらかじめ定めた量の電気の供給を行なう契約者（以下「非需要追随供給者」といいます。）およびそれ以外の電気の供給を行なう契約者（以下「需要追随供給者」といいます。）に分割接続供給を行なう形態 なお，非需要追随供給者への分割接続供給は，次のいずれかの方法で行ないます。 (イ)　当社が，通告電力量に応じて分割接続供給を行なう方法 (ロ)　当社が，すべての時間帯において，一定の電力量（原則として，19〔接続送電サービス〕(2)イ(ヘ)a，ロまたは20〔臨時接続送電サービス〕(2)ロの非需要追随供給者に係る接続送電サービス契約電力または臨時接続送電サービス契約電力の値を2で除した値をいいます。以下「ベース電力量」といいます。）で分割接続供給を行なう方法	イ　当社が，1需要場所において，あらかじめ定めた量の電気の供給を行なう契約者（以下「非需要追随供給者」といいます。）およびそれ以外の電気の供給を行なう契約者（以下「需要追随供給者」といいます。）に分割接続供給を行なう形態 なお，非需要追随供給者への分割接続供給は，次のいずれかの方法で行ないます。 (イ)　当社が，通告電力量に応じて分割接続供給を行なう方法 (ロ)　当社が，すべての時間帯において，一定の電力量（原則として，19〔接続送電サービス〕(2)イ(ヘ)a，ロまたは20〔臨時接続送電サービス〕(2)ロの非需要追随供給者に係る接続送電サービス契約電力または臨時接続送電サービス契約電力の値を2で除した値をいいます。以下「ベース電力量」といいます。）で分割接続供給を行なう方法
ロ　当社が，1需要場所において，供給時間帯ごとに，それぞれの契約者に分割接続供給を行なう形態	ロ　当社が，1需要場所において，供給時間帯ごとに，それぞれの契約者に分割接続供給を行なう形態
(3)　振替供給の場合，当社は，原則として，あらかじめ定めた発電契約者または電力広域的運営推進機関が定めた発電契約者（発電契約者が複数ある場合は，同一の一般送配電事業者または同一の配電事業者と発電量調整供給契約を締結するものといたします。）および1供給地点（当社以外の一般送配電事業者または配電事業者との接続供給契約ごとに1供給地点とみなします。）について，1振替供給契約を結びます。	(3)　振替供給の場合，当社は，原則として，あらかじめ定めた発電契約者または電力広域的運営推進機関が定めた発電契約者（発電契約者が複数ある場合は，同一の一般送配電事業者または同一の配電事業者と発電量調整供給契約を締結するものといたします。）および1供給地点（当社以外の一般送配電事業者または配電事業者との接続供給契約ごとに1供給地点とみなします。）について，1振替供給契約を結びます。
(4)　発電量調整供給の場合，当社は，原則として，あらかじめ定めた発電場所（発電場所が複数ある場合は，同一の一般送配電事業者の供給設備に接続するものといたします。）および発電バランシンググループについて，1発電量調整供給契約を結びます。また，当社は，当社が特定契約を締結している場合（発電契約者が発電者との間で電力受給に関する契約を締結している場合を除きます。）を除き，原則として，あらかじめ定めた発電場所について，1系統連系受電契約を結びます。 なお，低圧の受電地点に係る発電場所および当社または当社の供給区域で事業を営む配電事業者が指定する	(4)　発電量調整供給の場合，当社は，原則として，あらかじめ定めた発電場所（発電場所が複数ある場合は，同一の一般送配電事業者の供給設備に接続するものといたします。）および発電バランシンググループについて，1発電量調整供給契約を結びます。また，当社は，当社が特定契約を締結している場合（発電契約者が発電者との間で電力受給に関する契約を締結している場合を除きます。）を除き，原則として，あらかじめ定めた発電場所について，1系統連系受電契約を結びます。 なお，低圧の受電地点に係る発電場所および当社または当社の供給区域で事業を営む配電事業者が指定する

変更前（令和6年10月1日実施）	変更後（令和7年4月1日実施）
系統運用上必要な調整機能を有する発電設備等であって別途当社または当社の供給区域で事業を営む配電事業者と調整に関する契約を締結する設備（極短周期成分に対応する周波数制御用の調整機能のみを提供する場合を除きます。以下「調整電源」といいます。）に該当する発電場所は，原則として1発電バランシンググループに属するものといたします。この場合，調整電源に該当する発電場所は，原則として発電場所ごとに発電バランシンググループを設定していただきます。	系統運用上必要な調整機能を有する発電設備等であって別途当社または当社の供給区域で事業を営む配電事業者と調整に関する契約を締結する設備（極短周期成分に対応する周波数制御用の調整機能のみを提供する場合を除きます。以下「調整電源」といいます。）に該当する発電場所は，原則として1発電バランシンググループに属するものといたします。この場合，調整電源に該当する発電場所は，原則として発電場所ごとに発電バランシンググループを設定していただきます。
また，再生可能エネルギー発電設備（再生可能エネルギー特別措置法第2条第2項に定める再生可能エネルギー発電設備をいいます。ただし，特定契約により再生可能エネルギー電気を供給する事業に係る発電設備に限ります。）の受電地点に係る発電場所が発電バランシンググループに含まれる場合は，次のとおりといたします。	また，再生可能エネルギー発電設備（再生可能エネルギー特別措置法第2条第2項に定める再生可能エネルギー発電設備をいいます。ただし，特定契約により再生可能エネルギー電気を供給する事業に係る発電設備等に限ります。）の受電地点に係る発電場所が発電バランシンググループに含まれる場合は，次のとおりといたします。
イ　附則4（発電量調整供給契約についての特別措置〔再生可能エネルギー発電設備〕）(5)または(6)に該当する場合で，インバランスリスク単価（再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則〔以下「再生可能エネルギー特別措置法施行規則」といいます。〕に定めるインバランスリスクに係る単価をいいます。）が異なる再生可能エネルギー発電設備をあわせて使用されるときは，同一の特定契約に係って受電する電気のみに係る発電バランシンググループ（以下「特例発電バランシンググループ」といいます。）に含まれる再生可能エネルギー発電設備に適用されるインバランスリスク単価が同一となるように特例発電バランシンググループを設定していただきます。	イ　附則4（発電量調整供給契約についての特別措置〔再生可能エネルギー発電設備〕）(5)または(6)に該当する場合で，インバランスリスク単価（再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則〔以下「再生可能エネルギー特別措置法施行規則」といいます。〕に定めるインバランスリスクに係る単価をいいます。）が異なる再生可能エネルギー発電設備をあわせて使用されるときは，同一の特定契約に係って受電する電気のみに係る発電バランシンググループ（以下「特例発電バランシンググループ」といいます。）に含まれる再生可能エネルギー発電設備に適用されるインバランスリスク単価が同一となるように特例発電バランシンググループを設定していただきます。
ロ　附則4（発電量調整供給契約についての特別措置〔再生可能エネルギー発電設備〕）(5)の適用を受ける再生可能エネルギー発電設備の受電地点に係る発電場所は，原則として発電量調整受電計画差対応補給電力料金単価等が異なる複数のバランシンググループに属することはできないものといたします。	ロ　附則4（発電量調整供給契約についての特別措置〔再生可能エネルギー発電設備〕）(5)の適用を受ける再生可能エネルギー発電設備の受電地点に係る発電場所は，原則として発電量調整受電計画差対応補給電力料金単価等が異なる複数のバランシンググループに属することはできないものといたします。
ハ　当社または特定送配電事業者の再生可能エネルギー電気卸供給約款にもとづき指定した再生可能エネルギー発電設備から電気を調達する場合，当社または特定送配電事業者の再生可能エネルギー電気卸供給約款にもとづき指定した再生可能エネルギー発電設備とそれ以外の再生可能エネルギー発電設備とが共に含まれないように発電バランシンググループを設定していただきます。この場合，再生可能エネルギー電気卸供給約款に係る発電場所は，1発電量調整供給契約に属するものといたします。	ハ　当社または特定送配電事業者の再生可能エネルギー電気卸供給約款にもとづき指定した再生可能エネルギー発電設備から電気を調達する場合，当社または特定送配電事業者の再生可能エネルギー電気卸供給約款にもとづき指定した再生可能エネルギー発電設備とそれ以外の再生可能エネルギー発電設備とが共に含まれないように発電バランシンググループを設定していただきます。この場合，再生可能エネルギー電気卸供給約款に係る発電場所は，1発電量調整供給契約に属するものといたします。
(5)　需要抑制量調整供給の場合，当社は，原則として，あらかじめ定めた需要場所（ただし，需要場所が複数ある場合は，同一の一般送配電事業者の供給設備に接続するものといたします。また，分割接続供給の場合は，当該需要場所に係る接続供給契約といたします。）および需要抑制バランシンググループについて，1 需要抑制量調整供給契約を結びます。	(5)　需要抑制量調整供給の場合，当社は，原則として，あらかじめ定めた需要場所（ただし，需要場所が複数ある場合は，同一の一般送配電事業者の供給設備に接続するものといたします。また，分割接続供給の場合は，当該需要場所に係る接続供給契約といたします。）および需要抑制バランシンググループについて，1 需要抑制量調整供給契約を結びます。
なお，低圧で電気の供給を受ける需要場所および当社または当社の供給区域で事業を営む配電事業者が指定する系統安定上必要な調整機能を有する負荷設備であって別途当社または当社の供給区域で事業を営む配電事業者と調整に関する契約を締結する設備（極短周期成分に対応する周波数制御用の調整機能のみを提供する場合を除きます。以下「調整負荷」といいます。）に該当する需要場所は，1需要抑制バランシンググループに属するものといたします。	なお，低圧で電気の供給を受ける需要場所および当社または当社の供給区域で事業を営む配電事業者が指定する系統安定上必要な調整機能を有する負荷設備であって別途当社または当社の供給区域で事業を営む配電事業者と調整に関する契約を締結する設備（極短周期成分に対応する周波数制御用の調整機能のみを提供する場合を除きます。以下「調整負荷」といいます。）に該当する需要場所は，1需要抑制バランシンググループに属するものといたします。
また，需要抑制契約者が1需要抑制バランシンググループに係る需要場所を複数とすることを希望される場合は，需要者と電力需給に関する契約等を締結している契約者が同一で，かつ，需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量および需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量の算定方法となる 31（電力および電力量の算定）(14)イまたはロが同一となるように需要抑制バランシンググループを設定していただきます。この場合，当	また，需要抑制契約者が1需要抑制バランシンググループに係る需要場所を複数とすることを希望される場合は，需要者と電力需給に関する契約等を締結している契約者が同一で，かつ，需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量および需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量の算定方法となる 31（電力および電力量の算定）(14)イまたはロが同一となるように需要抑制バランシンググループを設定していただきます。この場合，当

変更前（令和6年10月1日実施）	変更後（令和7年4月1日実施）
該需要場所は複数の需要抑制バランシンググループに属することはできないものといたします。	該需要場所は複数の需要抑制バランシンググループに属することはできないものといたします。
16　承 諾 の 限 界 当社は，法令，電気の需給状況，供給設備の状況，用地事情ならびに料金，この約款によって支払いを要することとなった料金以外の債務（延滞利息，保証金，契約超過金，違約金，工事費負担金その他この約款から生ずる金銭債務〔以下「料金以外の債務」といいます。〕といたします。）および当社と締結する他の契約にもとづく料金等の金銭債務の支払状況その他によってやむをえない場合には，接続供給契約，振替供給契約，発電量調整供給契約，系統連系受電契約または需要抑制量調整供給契約の申込みの全部または一部をお断りすることがあります。この場合は，その理由を契約者，発電契約者，発電者または需要抑制契約者にお知らせいたします。	**16　承 諾 の 限 界** 当社は，法令，電気の需給状況，供給設備の状況，用地事情ならびに料金，この約款によって支払いを要することとなった料金以外の債務（延滞利息，保証金，契約超過金，違約金，工事費負担金その他この約款から生ずる金銭債務〔以下「料金以外の債務」といいます。〕といたします。）および当社と締結する他の契約にもとづく料金等の金銭債務の支払状況その他によってやむをえない場合には，接続供給契約，振替供給契約，発電量調整供給契約，系統連系受電契約または需要抑制量調整供給契約の申込みの全部または一部をお断りすることがあります。この場合は，その理由を契約者，発電契約者，発電者または需要抑制契約者にお知らせいたします。
17　契 約 書 の 作 成 当社は，契約者，発電契約者または需要抑制契約者との間で，原則として託送供給または電力量調整供給の開始前に，託送供給または電力量調整供給に関する必要な事項について，契約書を作成いたします。	**17　契 約 書 の 作 成** 当社は，契約者，発電契約者または需要抑制契約者との間で，原則として託送供給または電力量調整供給の開始前に，託送供給または電力量調整供給に関する必要な事項について，契約書を作成いたします。

変更前（令和６年10月１日実施）	変更後（令和７年４月１日実施）
Ⅲ　料　　金	**Ⅲ　料　　金**
18　料　　金 料金は，次のとおりといたします。 (1)　契約者に係る料金 イ　契約者に係る料金は，ロによって算定された日程等別料金，24（接続対象計画差対応電力）によって算定された接続対象計画差対応補給電力料金および接続対象計画差対応余剰電力料金ならびに26（給電指令時補給電力）(1)によって算定された給電指令時補給電力料金といたします。 ロ　日程等別料金は，19（接続送電サービス）によって算定された接続送電サービス料金，20（臨時接続送電サービス）によって算定された臨時接続送電サービス料金および21（予備送電サービス）によって算定された予備送電サービス料金（以下「送電サービス料金」といいます。ただし，分割接続供給の場合は，33（料金の算定）(12)，(13)または(14)にもとづき料金の調整を行ないます。）のうち，(イ)，(ロ)，(ハ)，(ニ)，(ホ)，(ヘ)または(ト)に定める日が同一となるもの（この場合，当該同一となる日を以下「供給側料金算定日」といいます。）を合計して算定いたします。 (イ)　検 針 日 (ロ)　電灯定額接続送電サービス，電灯臨時定額接続送電サービスおよび動力臨時定額接続送電サービス（以下「定額接続送電サービス」といいます。）の場合または31（電力および電力量の算定）(27)の場合，その供給地点の属する検針区域の検針日 (ハ)　電灯臨時定額接続送電サービスまたは動力臨時定額接続送電サービスで応当日（その供給地点を新たに設定した日に対応する日をいいます。）にもとづき料金算定期間を定める場合，応当日 (ニ)　28（検針日）(5)の場合，実際に検針を行なった日 (ホ)　契約者が供給地点を消滅させる場合，消滅日（特別の事情があり，その供給地点の消滅日以降に計量値の確認を行なった場合は，その日といたします。） (ヘ)　31（電力および電力量の算定）(31)の場合，電力量または最大需要電力等が協議によって定められた日 (ト)　当社が分割接続供給を行なう供給地点において，いずれかの契約者に係る接続供給契約が消滅した場合，消滅日（特別の事情があり，その接続供給契約の消滅日以降に計量値の確認を行なった場合は，その日といたします。） (2)　発電契約者に係る料金 発電契約者に係る料金は，23（発電量調整受電計画差対応電力）によって算定された発電量調整受電計画差対応補給電力料金および発電量調整受電計画差対応余剰電力料金ならびに26（給電指令時補給電力）(2)によって算定された給電指令時補給電力料金といたします。 (3)　発電者に係る料金 イ　発電者に係る料金は，ロによって算定された系統連系受電サービス料金といたします。 ロ　系統連系受電サービス料金は，22（系統連系受電サービス）によって，(イ)，(ロ)，(ハ)または(ニ)に定める日（以下「受電側料金算定日」といいます。）に算定いたします。 (イ)　検 針 日	**18　料　　金** 料金は，次のとおりといたします。 (1)　契約者に係る料金 イ　契約者に係る料金は，ロによって算定された日程等別料金，24（接続対象計画差対応電力）によって算定された接続対象計画差対応補給電力料金および接続対象計画差対応余剰電力料金ならびに26（給電指令時補給電力）(1)によって算定された給電指令時補給電力料金といたします。 ロ　日程等別料金は，19（接続送電サービス）によって算定された接続送電サービス料金，20（臨時接続送電サービス）によって算定された臨時接続送電サービス料金および21（予備送電サービス）によって算定された予備送電サービス料金（以下「送電サービス料金」といいます。ただし，分割接続供給の場合は，33（料金の算定）(12)，(13)または(14)にもとづき料金の調整を行ないます。）のうち，(イ)，(ロ)，(ハ)，(ニ)，(ホ)，(ヘ)または(ト)に定める日が同一となるもの（この場合，当該同一となる日を以下「供給側料金算定日」といいます。）を合計して算定いたします。 (イ)　検 針 日 (ロ)　電灯定額接続送電サービス，電灯臨時定額接続送電サービスおよび動力臨時定額接続送電サービス（以下「定額接続送電サービス」といいます。）の場合または31（電力および電力量の算定）(27)の場合，その供給地点の属する検針区域の検針日 (ハ)　電灯臨時定額接続送電サービスまたは動力臨時定額接続送電サービスで応当日（その供給地点を新たに設定した日に対応する日をいいます。）にもとづき料金算定期間を定める場合，応当日 (ニ)　28（検針日）(5)の場合，実際に検針を行なった日 (ホ)　契約者が供給地点を消滅させる場合，消滅日（特別の事情があり，その供給地点の消滅日以降に計量値の確認を行なった場合は，その日といたします。） (ヘ)　31（電力および電力量の算定）(31)の場合，電力量または最大需要電力等が協議によって定められた日 (ト)　当社が分割接続供給を行なう供給地点において，いずれかの契約者に係る接続供給契約が消滅した場合，消滅日（特別の事情があり，その接続供給契約の消滅日以降に計量値の確認を行なった場合は，その日といたします。） (2)　発電契約者に係る料金 発電契約者に係る料金は，23（発電量調整受電計画差対応電力）によって算定された発電量調整受電計画差対応補給電力料金および発電量調整受電計画差対応余剰電力料金ならびに26（給電指令時補給電力）(2)によって算定された給電指令時補給電力料金といたします。 (3)　発電者に係る料金 イ　発電者に係る料金は，ロによって算定された系統連系受電サービス料金といたします。 ロ　系統連系受電サービス料金は，22（系統連系受電サービス）によって，(イ)，(ロ)，(ハ)または(ニ)に定める日（以下「受電側料金算定日」といいます。）に算定いたします。 (イ)　検 針 日

変更前（令和６年10月１日実施）	変更後（令和７年４月１日実施）
(ﾛ)　28（検針日）(5)の場合，実際に検針を行なった日	(ﾛ)　28（検針日）(5)の場合，実際に検針を行なった日
(ﾊ)　発電契約者が受電地点を消滅させる場合，消滅日（特別の事情があり，その受電地点の消滅日以降に計量値の確認を行なった場合は，その日といたします。）	(ﾊ)　発電契約者が受電地点を消滅させる場合，消滅日（特別の事情があり，その受電地点の消滅日以降に計量値の確認を行なった場合は，その日といたします。）
(ﾆ)　31（電力および電力量の算定）(31)の場合，電力量または最大連系電力等が協議によって定められた日 ただし，その１月の発電設備等に係る供給地点における供給側料金算定日が受電側料金算定日の翌日以降となる場合は供給側料金算定日を受電側料金算定日といたします。	(ﾆ)　31（電力および電力量の算定）(31)の場合，電力量または最大連系電力等が協議によって定められた日 ただし，その１月の発電設備等に係る供給地点における供給側料金算定日が受電側料金算定日の翌日以降となる場合は供給側料金算定日を受電側料金算定日といたします。
(4)　需要抑制契約者に係る料金 需要抑制契約者に係る料金は，25（需要抑制量調整受電計画差対応電力）によって算定された需要抑制量調整受電計画差対応補給電力料金および需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力料金といたします。	(4)　需要抑制契約者に係る料金 需要抑制契約者に係る料金は，25（需要抑制量調整受電計画差対応電力）によって算定された需要抑制量調整受電計画差対応補給電力料金および需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力料金といたします。
19　接続送電サービス	**19　接続送電サービス**
(1)　適 用 範 囲 小売電気事業，特定送配電事業または自己等への電気の供給の用に供する電気に適用いたします。	(1)　適 用 範 囲 小売電気事業，特定送配電事業または自己等への電気の供給の用に供する電気に適用いたします。
(2)　接続送電サービス契約電力等 電灯定額接続送電サービスの適用を受ける場合を除き，接続送電サービス契約電力，接続送電サービス契約電流または接続送電サービス契約容量は，次によって供給地点ごとに定めます。 なお，分割接続供給の場合は，それぞれの契約者に係る接続送電サービス契約電力とあわせて，33（料金の算定）(12)にもとづき料金の調整を行なうために，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用したときの接続送電サービス契約電力を定めます。	(2)　接続送電サービス契約電力等 電灯定額接続送電サービスの適用を受ける場合を除き，接続送電サービス契約電力，接続送電サービス契約電流または接続送電サービス契約容量は，次によって供給地点ごとに定めます。 なお，分割接続供給の場合は，それぞれの契約者に係る接続送電サービス契約電力とあわせて，33（料金の算定）(12)にもとづき料金の調整を行なうために，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用したときの接続送電サービス契約電力を定めます。
イ　低圧で供給する場合，または高圧で供給する場合で，接続送電サービス契約電力（分割接続供給の場合は，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用したときの接続送電サービス契約電力といたします。）が500キロワット未満となるとき。	イ　低圧で供給する場合，または高圧で供給する場合で，接続送電サービス契約電力（分割接続供給の場合は，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用したときの接続送電サービス契約電力といたします。）が500キロワット未満となるとき。
(ｲ)　各月の接続送電サービス契約電力は，次の場合を除き，その１月の最大需要電力等と前11月の最大需要電力等のうち，いずれか大きい値といたします。	(ｲ)　各月の接続送電サービス契約電力は，次の場合を除き，その１月の最大需要電力等と前11月の最大需要電力等のうち，いずれか大きい値といたします。
a　新たに接続送電サービスを使用される場合は，料金適用開始の日以降12月の期間の各月の接続送電サービス契約電力は，その１月の最大需要電力等と料金適用開始の日から前月までの最大需要電力等のうち，いずれか大きい値といたします。ただし，新たに接続送電サービスを使用される前から引き続き当社の供給設備を利用される場合には，新たに接続送電サービスを使用される前の電気の供給は，接続送電サービス契約電力の決定上，接続送電サービスによって受けた供給とみなします。	a　新たに接続送電サービスを使用される場合は，料金適用開始の日以降12月の期間の各月の接続送電サービス契約電力は，その１月の最大需要電力等と料金適用開始の日から前月までの最大需要電力等のうち，いずれか大きい値といたします。ただし，新たに接続送電サービスを使用される前から引き続き当社の供給設備を利用される場合には，新たに接続送電サービスを使用される前の電気の供給は，接続送電サービス契約電力の決定上，接続送電サービスによって受けた供給とみなします。
b　需要場所における受電設備を増加される場合等で，増加された日を含む１月の増加された日以降の期間の最大需要電力等の値がその１月の増加された日の前日までの期間の最大需要電力等と前11月の最大需要電力等のうちいずれか大きい値を上回るときは，その１月の増加された日の前日までの期間の接続送電サービス契約電力は，その期間の最大需要電力等と前11月の最大需要電力等のうちいずれか大きい値とし，その１月の増加された日以降の期間の接続送電サービス契約電力は，その期間の最大需要電力等の値といたします。	b　需要場所における受電設備を増加される場合等で，増加された日を含む１月の増加された日以降の期間の最大需要電力等の値がその１月の増加された日の前日までの期間の最大需要電力等と前11月の最大需要電力等のうちいずれか大きい値を上回るときは，その１月の増加された日の前日までの期間の接続送電サービス契約電力は，その期間の最大需要電力等と前11月の最大需要電力等のうちいずれか大きい値とし，その１月の増加された日以降の期間の接続送電サービス契約電力は，その期間の最大需要電力等の値といたします。
c　需要場所における受電設備を減少される場合等で，１年を通じての最大需要電力等が減少することが明らかなときは，減少された日を含む１月の減少された日の前日までの期間の接続送電サービス契約電	c　需要場所における受電設備を減少される場合等で，１年を通じての最大需要電力等が減少することが明らかなときは，減少された日を含む１月の減少された日の前日までの期間の接続送電サービス契約電

変更前（令和6年10月1日実施）	変更後（令和7年4月1日実施）
力は，その期間の最大需要電力等と前11月の最大需要電力等のうちいずれか大きい値とし，減少された日以降12月の期間の各月の接続送電サービス契約電力（減少された日を含む1月の減少された日以降の期間については，その期間の接続送電サービス契約電力といたします。）は，需要場所における負荷設備および受電設備の内容，1年間を通じての最大の負荷，同一業種の負荷率，操業度等を基準として，契約者と当社との協議によって定めた値といたします。ただし，減少された日以降12月の期間で，その1月の最大需要電力等と減少された日から前月までの最大需要電力等のうちいずれか大きい値が契約者と当社との協議によって定めた値を上回る場合（減少された日を含む1月の減少された日以降の期間については，その期間の最大需要電力等の値が契約者と当社との協議によって定めた値を上回る場合といたします。）は，接続送電サービス契約電力は，その上回る最大需要電力等の値といたします。	力は，その期間の最大需要電力等と前11月の最大需要電力等のうちいずれか大きい値とし，減少された日以降12月の期間の各月の接続送電サービス契約電力（減少された日を含む1月の減少された日以降の期間については，その期間の接続送電サービス契約電力といたします。）は，需要場所における負荷設備および受電設備の内容，1年間を通じての最大の負荷，同一業種の負荷率，操業度等を基準として，契約者と当社との協議によって定めた値といたします。ただし，減少された日以降12月の期間で，その1月の最大需要電力等と減少された日から前月までの最大需要電力等のうちいずれか大きい値が契約者と当社との協議によって定めた値を上回る場合（減少された日を含む1月の減少された日以降の期間については，その期間の最大需要電力等の値が契約者と当社との協議によって定めた値を上回る場合といたします。）は，接続送電サービス契約電力は，その上回る最大需要電力等の値といたします。
(ロ)　低圧で供給する場合で，契約者が電灯または小型機器を使用する需要者に供給し，かつ，契約者が希望されるときは，(イ)にかかわらず，次により，接続送電サービス契約電流または接続送電サービス契約容量（6キロボルトアンペア以上となるときに限ります。）を定め，接続送電サービス契約電力に代えて適用いたします。	(ロ)　低圧で供給する場合で，契約者が電灯または小型機器を使用する需要者に供給し，かつ，契約者が希望されるときは，(イ)にかかわらず，次により，接続送電サービス契約電流または接続送電サービス契約容量（6キロボルトアンペア以上となるときに限ります。）を定め，接続送電サービス契約電力に代えて適用いたします。
a　接続送電サービス契約電流	a　接続送電サービス契約電流
(a)　接続送電サービス契約電流は，5アンペア，10アンペア，15アンペア，20アンペア，30アンペア，40アンペア，50アンペアまたは60アンペアのいずれかとし，契約者の申出によって定めます。	(a)　接続送電サービス契約電流は，5アンペア，10アンペア，15アンペア，20アンペア，30アンペア，40アンペア，50アンペアまたは60アンペアのいずれかとし，契約者の申出によって定めます。
(b)　当社は，接続送電サービス契約電流に応じて電流制限器その他の適当な装置（以下「電流制限器等」といいます。）または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし，契約者または需要者において使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が接続送電サービス契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には，当社は，電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。	(b)　当社は，接続送電サービス契約電流に応じて電流制限器その他の適当な装置（以下「電流制限器等」といいます。）または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし，契約者または需要者において使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が接続送電サービス契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には，当社は，電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。
b　接続送電サービス契約容量 接続送電サービス契約容量は，契約主開閉器の定格電流にもとづき，別表3（契約電力および契約容量の算定方法）により算定された値といたします。この場合，あらかじめ契約主開閉器を設定していただきます。 なお，当社は，契約主開閉器が制限できる電流を，必要に応じて確認いたします。	b　接続送電サービス契約容量 接続送電サービス契約容量は，契約主開閉器の定格電流にもとづき，別表3（契約電力および契約容量の算定方法）により算定された値といたします。この場合，あらかじめ契約主開閉器を設定していただきます。 なお，当社は，契約主開閉器が制限できる電流を，必要に応じて確認いたします。
(ハ)　低圧で供給する場合で，契約者が動力を使用する需要者に供給し，かつ，契約者が希望されるときの接続送電サービス契約電力は，(イ)にかかわらず，契約主開閉器の定格電流にもとづき，別表3（契約電力および契約容量の算定方法）により算定された値といたします。この場合，あらかじめ契約主開閉器を設定していただきます。 なお，当社は，契約主開閉器が制限できる電流を，必要に応じて確認いたします。	(ハ)　低圧で供給する場合で，契約者が動力を使用する需要者に供給し，かつ，契約者が希望されるときの接続送電サービス契約電力は，(イ)にかかわらず，契約主開閉器の定格電流にもとづき，別表3（契約電力および契約容量の算定方法）により算定された値といたします。この場合，あらかじめ契約主開閉器を設定していただきます。 なお，当社は，契約主開閉器が制限できる電流を，必要に応じて確認いたします。
(ニ)　(イ)の適用後1年に満たない場合は，(ロ)または(ハ)を適用いたしません。また，(ロ)または(ハ)の適用後1年に満たない場合は，(イ)を適用いたしません。	(ニ)　(イ)の適用後1年に満たない場合は，(ロ)または(ハ)を適用いたしません。また，(ロ)または(ハ)の適用後1年に満たない場合は，(イ)を適用いたしません。
(ホ)　需要場所における主開閉器（低圧で供給する場合に限ります。），負荷設備または受電設備を変更される場合は，51（契約の変更）に準じて，あらかじめ申し出ていただきます。	(ホ)　需要場所における主開閉器（低圧で供給する場合に限ります。），負荷設備または受電設備を変更される場合は，51（契約の変更）に準じて，あらかじめ申し出ていただきます。
(ヘ)　分割接続供給の場合におけるそれぞれの契約者に係る接続送電サービス契約電力は，次のとおりといたします。	(ヘ)　分割接続供給の場合におけるそれぞれの契約者に係る接続送電サービス契約電力は，次のとおりといたします。

変更前（令和6年10月1日実施）	変更後（令和7年4月1日実施）
a　15（供給および契約の単位）(2)イにより当社が分割接続供給を行なう場合 非需要追随供給者に係る接続送電サービス契約電力は，双方の契約者と当社との協議によって定め，需要追随供給者に係る接続送電サービス契約電力は，31（電力および電力量の算定）(19)ロ(イ)または(ロ)で定める最大需要電力等を用いて，イ(イ)に準じて定めます。	a　15（供給および契約の単位）(2)イにより当社が分割接続供給を行なう場合 非需要追随供給者に係る接続送電サービス契約電力は，双方の契約者と当社との協議によって定め，需要追随供給者に係る接続送電サービス契約電力は，31（電力および電力量の算定）(19)ロ(イ)または(ロ)で定める最大需要電力等を用いて，イ(イ)に準じて定めます。
b　15（供給および契約の単位）(2)ロにより当社が分割接続供給を行なう場合 それぞれの契約者に係る接続送電サービス契約電力は，31（電力および電力量の算定）(19)ロ(ハ)で定める最大需要電力等を用いて，イ(イ)に準じて定めます。	b　15（供給および契約の単位）(2)ロにより当社が分割接続供給を行なう場合 それぞれの契約者に係る接続送電サービス契約電力は，31（電力および電力量の算定）(19)ロ(ハ)で定める最大需要電力等を用いて，イ(イ)に準じて定めます。
ロ　高圧で供給する場合で，接続送電サービス契約電力（分割接続供給の場合は，1供給地点につき，1接続送電サービスを適用したときの接続送電サービス契約電力といたします。）が500キロワット以上となるときまたは特別高圧で供給する場合 接続送電サービス契約電力は，需要場所における負荷設備および受電設備の内容，1年間を通じての最大の負荷，同一業種の負荷率，操業度等を基準として，契約者と当社との協議によって定めます。 なお，新たに接続送電サービスを使用される場合等で，適当と認められるときは，使用開始の日から1年間については，接続送電サービス契約電力がてい増する場合に限り，段階的に定めることがあります。 また，分割接続供給の場合におけるそれぞれの契約者に係る接続送電サービス契約電力は，それぞれの契約者と当社との協議によって定めます。	ロ　高圧で供給する場合で，接続送電サービス契約電力（分割接続供給の場合は，1供給地点につき，1接続送電サービスを適用したときの接続送電サービス契約電力といたします。）が500キロワット以上となるときまたは特別高圧で供給する場合 接続送電サービス契約電力は，需要場所における負荷設備および受電設備の内容，1年間を通じての最大の負荷，同一業種の負荷率，操業度等を基準として，契約者と当社との協議によって定めます。 なお，新たに接続送電サービスを使用される場合等で，適当と認められるときは，使用開始の日から1年間については，接続送電サービス契約電力がてい増する場合に限り，段階的に定めることがあります。 また，分割接続供給の場合におけるそれぞれの契約者に係る接続送電サービス契約電力は，それぞれの契約者と当社との協議によって定めます。
ハ　イ(イ)により接続送電サービス契約電力を定めている供給地点について，最大需要電力等が500キロワット以上となる場合は，接続送電サービス契約電力をロによってすみやかに定めることとし，それまでの間の接続送電サービス契約電力は，イ(イ)によって定めます。	ハ　イ(イ)により接続送電サービス契約電力を定めている供給地点について，最大需要電力等が500キロワット以上となる場合は，接続送電サービス契約電力をロによってすみやかに定めることとし，それまでの間の接続送電サービス契約電力は，イ(イ)によって定めます。
ニ　高圧または特別高圧で供給する場合で，需要者の発電設備の検査，補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気をあわせて供給するときの接続送電サービス契約電力は，イ，ロまたはハにかかわらず，当該供給分以外の供給分につきイ，ロまたはハに準じて定めた値に，原則として需要者の発電設備の容量を基準として，契約者と当社との協議によって定めた値を加えたものといたします。 なお，当該供給分以外の供給分についてイ(イ)に準ずる場合で，需要場所における負荷設備または受電設備を変更されるときは，51（契約の変更）に準じて，あらかじめ申し出ていただきます。 また，分割接続供給の場合で，需要者の発電設備の検査，補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気をあわせて供給するときは，原則として，次のとおりといたします。 (イ)　15（供給および契約の単位）(2)イにより当社が分割接続供給を行なう場合 当該不足電力の補給にあてるための電気の供給は，需要追随供給者へ行なうものといたします。この場合，需要追随供給者に係る接続送電サービス契約電力は，イ，ロまたはハにかかわらず，当該供給分以外の供給分につきイ，ロまたはハに準じて定めた値に，原則として需要者の発電設備の容量を基準として，需要追随供給者と当社との協議によって定めた値を加えたものといたします。 (ロ)　15（供給および契約の単位）(2)ロにより当社が分割接続供給を行なう場合 当該不足電力の補給にあてるための電気の供給は，双方の契約者へ行なうものといたします。この場合，双方の契約者に係る接続送電サービス契約電力は，イ，ロまたはハにかかわらず，当該供給分以外の供給	ニ　高圧または特別高圧で供給する場合で，需要者の発電設備の検査，補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気をあわせて供給するときの接続送電サービス契約電力は，イ，ロまたはハにかかわらず，当該供給分以外の供給分につきイ，ロまたはハに準じて定めた値に，原則として需要者の発電設備の容量を基準として，契約者と当社との協議によって定めた値を加えたものといたします。 なお，当該供給分以外の供給分についてイ(イ)に準ずる場合で，需要場所における負荷設備または受電設備を変更されるときは，51（契約の変更）に準じて，あらかじめ申し出ていただきます。 また，分割接続供給の場合で，需要者の発電設備の検査，補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気をあわせて供給するときは，原則として，次のとおりといたします。 (イ)　15（供給および契約の単位）(2)イにより当社が分割接続供給を行なう場合 当該不足電力の補給にあてるための電気の供給は，需要追随供給者へ行なうものといたします。この場合，需要追随供給者に係る接続送電サービス契約電力は，イ，ロまたはハにかかわらず，当該供給分以外の供給分につきイ，ロまたはハに準じて定めた値に，原則として需要者の発電設備の容量を基準として，需要追随供給者と当社との協議によって定めた値を加えたものといたします。 (ロ)　15（供給および契約の単位）(2)ロにより当社が分割接続供給を行なう場合 当該不足電力の補給にあてるための電気の供給は，双方の契約者へ行なうものといたします。この場合，双方の契約者に係る接続送電サービス契約電力は，イ，ロまたはハにかかわらず，当該供給分以外の供給

変更前（令和6年10月1日実施）	変更後（令和7年4月1日実施）
分につきイ，ロまたはハに準じて定めた値に，原則として需要者の発電設備の容量を基準として，それぞれの契約者と当社との協議によって定めた値（双方の契約者に係る接続送電サービスにおいて，同じ値といたします。）を加えたものといたします。	分につきイ，ロまたはハに準じて定めた値に，原則として需要者の発電設備の容量を基準として，それぞれの契約者と当社との協議によって定めた値（双方の契約者に係る接続送電サービスにおいて，同じ値といたします。）を加えたものといたします。
(3)　接続送電サービス料金	(3)　接続送電サービス料金
接続送電サービス料金は，供給地点ごとに，供給電圧および接続送電サービスの種別に応じて，次の各項により算定いたします。ただし，1供給地点につき2以上の接続送電サービスをあわせて契約する場合または1接続送電サービスにつき2以上の供給地点となる場合の接続送電サービス料金は，接続送電サービスごとに算定いたします。	接続送電サービス料金は，供給地点ごとに，供給電圧および接続送電サービスの種別に応じて，次の各項により算定いたします。ただし，1供給地点につき2以上の接続送電サービスをあわせて契約する場合または1接続送電サービスにつき2以上の供給地点となる場合の接続送電サービス料金は，接続送電サービスごとに算定いたします。
なお，分割接続供給の場合は，それぞれの契約者に係る接続送電サービス料金とあわせて，33（料金の算定）(12)にもとづき料金の調整を行なうために，1供給地点につき，1接続送電サービスを適用したときの接続送電サービス料金を算定いたします。	なお，分割接続供給の場合は，それぞれの契約者に係る接続送電サービス料金とあわせて，33（料金の算定）(12)にもとづき料金の調整を行なうために，1供給地点につき，1接続送電サービスを適用したときの接続送電サービス料金を算定いたします。
イ　低圧で供給する場合	イ　低圧で供給する場合
(イ)　電灯定額接続送電サービス	(イ)　電灯定額接続送電サービス
a　適用範囲	a　適用範囲
契約者が電灯または小型機器を使用する需要者に供給する場合で，その総容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，各契約負荷設備ごとに別表4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）が400ボルトアンペア以下であるときに適用いたします。	契約者が電灯または小型機器を使用する需要者に供給する場合で，その総容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，各契約負荷設備ごとに別表4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）が400ボルトアンペア以下であるときに適用いたします。
b　供給電気方式および供給電圧	b　供給電気方式および供給電圧
供給電気方式および供給電圧は，交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは200ボルトといたします。ただし，特別の事情がある場合には，交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとすることがあります。	供給電気方式および供給電圧は，交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは200ボルトといたします。ただし，特別の事情がある場合には，交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとすることがあります。
c　契約負荷設備	c　契約負荷設備
契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。	契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。
d　接続送電サービス料金	d　接続送電サービス料金
接続送電サービス料金は，電灯料金および小型機器料金の合計といたします。ただし，電灯料金または小型機器料金は，別表5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ヘによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ヘによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。	接続送電サービス料金は，電灯料金および小型機器料金の合計といたします。ただし，電灯料金または小型機器料金は，別表5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ヘによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ヘによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。
(a)　電灯料金	(a)　電灯料金
i　電灯料金は，各契約負荷設備ごとに1月につき次のとおりといたします。	i　電灯料金は，各契約負荷設備ごとに1月につき次のとおりといたします。

変更前（令和6年10月1日実施）	変更後（令和7年4月1日実施）

10ワットまでの1灯につき	41円61銭
10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	83円23銭
20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	166円45銭
40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	249円68銭
60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	416円13銭
100ワットをこえる1灯につき50ワットまでごとに	208円07銭

ii　ネオン管灯，けい光灯，水銀灯等は，管灯および付属装置を一括して容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，別表4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）を算定し，その容量につき1ボルトアンペアを1ワットとみなして電灯料金を適用いたします。

iii　多灯式けい光灯等は，その合計によって容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，別表4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）を算定し，その容量につき1ボルトアンペアを1ワットとみなして電灯料金を適用いたします。

(b)　小型機器料金

小型機器料金は，各契約負荷設備ごとにその容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，別表4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）に応じ1月につき次のとおりといたします。

50ボルトアンペアまでの1機器につき	124円29銭
50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	248円59銭
100ボルトアンペアをこえる1機器につき50ボルトアンペアまでごとに	124円29銭

e　その他

(a)　当社は，必要に応じて電流制限器を取り付けます。

(b)　特別の事情がある場合は，契約者と当社との協議によって，(ロ)a(c)，(ハ)aまたは(ニ)aにかかわらず，電灯標準接続送電サービス，電灯時間帯別接続送電サービスまたは電灯従量接続送電サービス（自己等への電気の供給の用に供する接続供給の場合に限ります。）を適用することがあります。

(ロ)　電灯標準接続送電サービス

a　適用範囲

契約者が電灯または小型機器を使用する需要者に供給する場合で，次のいずれにも該当するときに適用いたします。

(a)　(2)イ(イ)により接続送電サービス契約電力を定める場合は接続送電サービス契約電力が原則として50キロワット未満であり，(2)イ(ロ)bにより接続送電サービス契約容量を定める場合は接続送電サービス契約容量が原則として50キロボルトアンペア未満であること。

(b)　1需要場所において，動力標準接続送電サービス，動力時間帯別接続送電サービスまたは動力従量

10ワットまでの1灯につき	41円61銭
10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	83円23銭
20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	166円45銭
40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	249円68銭
60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	416円13銭
100ワットをこえる1灯につき50ワットまでごとに	208円07銭

ii　ネオン管灯，けい光灯，水銀灯等は，管灯および付属装置を一括して容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，別表4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）を算定し，その容量につき1ボルトアンペアを1ワットとみなして電灯料金を適用いたします。

iii　多灯式けい光灯等は，その合計によって容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，別表4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）を算定し，その容量につき1ボルトアンペアを1ワットとみなして電灯料金を適用いたします。

(b)　小型機器料金

小型機器料金は，各契約負荷設備ごとにその容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，別表4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）に応じ1月につき次のとおりといたします。

50ボルトアンペアまでの1機器につき	124円29銭
50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	248円59銭
100ボルトアンペアをこえる1機器につき50ボルトアンペアまでごとに	124円29銭

e　その他

(a)　当社は，必要に応じて電流制限器を取り付けます。

(b)　特別の事情がある場合は，契約者と当社との協議によって，(ロ)a(c)，(ハ)aまたは(ニ)aにかかわらず，電灯標準接続送電サービス，電灯時間帯別接続送電サービスまたは電灯従量接続送電サービス（自己等への電気の供給の用に供する接続供給の場合に限ります。）を適用することがあります。

(ロ)　電灯標準接続送電サービス

a　適用範囲

契約者が電灯または小型機器を使用する需要者に供給する場合で，次のいずれにも該当するときに適用いたします。

(a)　(2)イ(イ)により接続送電サービス契約電力を定める場合は接続送電サービス契約電力が原則として50キロワット未満であり，(2)イ(ロ)bにより接続送電サービス契約容量を定める場合は接続送電サービス契約容量が原則として50キロボルトアンペア未満であること。

(b)　1需要場所において，動力標準接続送電サービス，動力時間帯別接続送電サービスまたは動力従量

変更前（令和6年10月1日実施）	変更後（令和7年4月1日実施）
接続送電サービスとあわせて契約する場合は，接続送電サービス契約電力の合計または接続送電サービス契約電力と接続送電サービス契約電流もしくは接続送電サービス契約容量との合計（この場合，10アンペアおよび1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）が原則として50キロワット未満であること。	接続送電サービスとあわせて契約する場合は，接続送電サービス契約電力の合計または接続送電サービス契約電力と接続送電サービス契約電流もしくは接続送電サービス契約容量との合計（この場合，10アンペアおよび1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）が原則として50キロワット未満であること。
(c)　電灯定額接続送電サービスを適用できないこと。	(c)　電灯定額接続送電サービスを適用できないこと。
ただし，契約者が希望され，かつ，電気の使用状態，当社の供給設備の状況等から当社が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めた場合は，(a)および(c)に該当し，かつ，(b)の接続送電サービス契約電力の合計または接続送電サービス契約電力と接続送電サービス契約電流もしくは接続送電サービス契約容量との合計（この場合，10アンペアおよび1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合，当社は，需要者の土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。	ただし，契約者が希望され，かつ，電気の使用状態，当社の供給設備の状況等から当社が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めた場合は，(a)および(c)に該当し，かつ，(b)の接続送電サービス契約電力の合計または接続送電サービス契約電力と接続送電サービス契約電流もしくは接続送電サービス契約容量との合計（この場合，10アンペアおよび1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合，当社は，需要者の土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。
b　供給電気方式および供給電圧	b　供給電気方式および供給電圧
供給電気方式および供給電圧は，交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトといたします。ただし，技術上やむをえない場合には，交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。	供給電気方式および供給電圧は，交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトといたします。ただし，技術上やむをえない場合には，交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。
c　接続送電サービス料金	c　接続送電サービス料金
接続送電サービス料金は，基本料金および電力量料金の合計といたします。ただし，電力量料金は，別表5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。	接続送電サービス料金は，基本料金および電力量料金の合計といたします。ただし，電力量料金は，別表5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。
(a)　基本料金	(a)　基本料金
基本料金は，1月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。	基本料金は，1月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。
i　(2)イ(イ)により接続送電サービス契約電力を定める場合	i　(2)イ(イ)により接続送電サービス契約電力を定める場合

接続送電サービス契約電力1キロワットにつき	276円10銭

変更前（令和6年10月1日実施）	変更後（令和7年4月1日実施）
ただし，接続送電サービス契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は，接続送電サービス契約電力が1キロワットの場合の基本料金の半額といたします。	ただし，接続送電サービス契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は，接続送電サービス契約電力が1キロワットの場合の基本料金の半額といたします。
ii　(2)イ(ロ)により接続送電サービス契約電流または接続送電サービス契約容量を定める場合	ii　(2)イ(ロ)により接続送電サービス契約電流または接続送電サービス契約容量を定める場合

接続送電サービス契約容量1キロボルトアンペアにつき	221円10銭

変更前（令和6年10月1日実施）	変更後（令和7年4月1日実施）
ただし，(2)イ(ロ) aにより接続送電サービス契約電流を定める場合は，基本料金の算定上，10アンペアを1キロボルトアンペアとみなします。また，接続送電サービス契約電流が5アンペアまたは15アンペアの場合の基本料金は，次のとおりといたします。	ただし，(2)イ(ロ) aにより接続送電サービス契約電流を定める場合は，基本料金の算定上，10アンペアを1キロボルトアンペアとみなします。また，接続送電サービス契約電流が5アンペアまたは15アンペアの場合の基本料金は，次のとおりといたします。

変更前（令和6年10月1日実施）	変更後（令和7年4月1日実施）

接続送電サービス契約電流5 アンペア	110円55銭
接続送電サービス契約電流15アンペア	331円65銭

（b） 電力量料金

電力量料金は，その1月の接続供給電力量によって算定いたします。

1キロワット時につき	7円90銭

(ハ) 電灯時間帯別接続送電サービス

a 適用範囲

(ロ) a の適用範囲に該当し，契約者が希望される場合に適用いたします。

b 供給電気方式および供給電圧

供給電気方式および供給電圧は，交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトといたします。ただし，技術上やむをえない場合には，交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

c 接続送電サービス料金

接続送電サービス料金は，基本料金および電力量料金の合計といたします。ただし，電力量料金は，別表5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

(a) 基本料金

基本料金は，1月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。

i (2)イ(イ)により接続送電サービス契約電力を定める場合

接続送電サービス契約電力1キロワットにつき	276円10銭

ただし，接続送電サービス契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は，接続送電サービス契約電力が1キロワットの場合の基本料金の半額といたします。

ii (2)イ(ロ)により接続送電サービス契約電流または接続送電サービス契約容量を定める場合

接続送電サービス契約容量1キロボルトアンペアにつき	221円10銭

ただし，(2)イ(ロ) a により接続送電サービス契約電流を定める場合は，基本料金の算定上，10アンペアを1キロボルトアンペアとみなします。また，接続送電サービス契約電流が5アンペアまたは15アンペアの場合の基本料金は，次のとおりといたします。

接続送電サービス契約電流5 アンペア	110円55銭
接続送電サービス契約電流15アンペア	331円65銭

（b） 電力量料金

電力量料金は，その1月の接続供給電力量によって算定いたします。

1キロワット時につき	7円90銭

(ハ) 電灯時間帯別接続送電サービス

a 適用範囲

(ロ) a の適用範囲に該当し，契約者が希望される場合に適用いたします。

b 供給電気方式および供給電圧

供給電気方式および供給電圧は，交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトといたします。ただし，技術上やむをえない場合には，交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

c 接続送電サービス料金

接続送電サービス料金は，基本料金および電力量料金の合計といたします。ただし，電力量料金は，別表5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

(a) 基本料金

基本料金は，1月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。

i (2)イ(イ)により接続送電サービス契約電力を定める場合

接続送電サービス契約電力1キロワットにつき	276円10銭

ただし，接続送電サービス契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は，接続送電サービス契約電力が1キロワットの場合の基本料金の半額といたします。

ii (2)イ(ロ)により接続送電サービス契約電流または接続送電サービス契約容量を定める場合

接続送電サービス契約容量1キロボルトアンペアにつき	221円10銭

ただし，(2)イ(ロ) a により接続送電サービス契約電流を定める場合は，基本料金の算定上，10アンペアを1キロボルトアンペアとみなします。また，接続送電サービス契約電流が5アンペアまたは15アンペアの場合の基本料金は，次のとおりといたします。

変更前（令和6年10月1日実施）	変更後（令和7年4月1日実施）

接続送電サービス契約電流5 アンペア	110円55銭
接続送電サービス契約電流15アンペア	331円65銭

（b） 電力量料金

電力量料金は，その1月の時間帯別の接続供給電力量によって算定いたします。

i 昼間時間

1キロワット時につき	8円27銭

ii 夜間時間

1キロワット時につき	7円43銭

(ニ) 電灯従量接続送電サービス

a 適用範囲

(ロ) a の適用範囲に該当し，自己等への電気の供給の用に供する接続供給の場合で，契約者が希望されるときに適用いたします。

b 供給電気方式および供給電圧

供給電気方式および供給電圧は，交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトといたします。ただし，技術上やむをえない場合には，交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

c 接続送電サービス料金

接続送電サービス料金は，その1月の接続供給電力量によって算定いたします。ただし，別表5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

1キロワット時につき	12円42銭

(ホ) 動力標準接続送電サービス

a 適用範囲

契約者が動力を使用する需要者に供給する場合で，次のいずれにも該当するときに適用いたします。

（a） 接続送電サービス契約電力が原則として50キロワット未満であること。

（b） 1需要場所において，電灯標準接続送電サービス，電灯時間帯別接続送電サービスまたは電灯従量接続送電サービスとあわせて契約する場合は，接続送電サービス契約電力の合計または接続送電サービス契約電力と接続送電サービス契約電流もしくは接続送電サービス契約容量との合計（この場合，10アンペアおよび1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）が原則として50キロワット

接続送電サービス契約電流5 アンペア	110円55銭
接続送電サービス契約電流15アンペア	331円65銭

（b） 電力量料金

電力量料金は，その1月の時間帯別の接続供給電力量によって算定いたします。

i 昼間時間

1キロワット時につき	8円27銭

ii 夜間時間

1キロワット時につき	7円43銭

(ニ) 電灯従量接続送電サービス

a 適用範囲

(ロ) a の適用範囲に該当し，自己等への電気の供給の用に供する接続供給の場合で，契約者が希望されるときに適用いたします。

b 供給電気方式および供給電圧

供給電気方式および供給電圧は，交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトといたします。ただし，技術上やむをえない場合には，交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

c 接続送電サービス料金

接続送電サービス料金は，その1月の接続供給電力量によって算定いたします。ただし，別表5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

1キロワット時につき	12円42銭

(ホ) 動力標準接続送電サービス

a 適用範囲

契約者が動力を使用する需要者に供給する場合で，次のいずれにも該当するときに適用いたします。

（a） 接続送電サービス契約電力が原則として50キロワット未満であること。

（b） 1需要場所において，電灯標準接続送電サービス，電灯時間帯別接続送電サービスまたは電灯従量接続送電サービスとあわせて契約する場合は，接続送電サービス契約電力の合計または接続送電サービス契約電力と接続送電サービス契約電流もしくは接続送電サービス契約容量との合計（この場合，10アンペアおよび1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）が原則として50キロワット

変更前（令和6年10月1日実施）	変更後（令和7年4月1日実施）
未満であること。 ただし，契約者が希望され，かつ，電気の使用状態，当社の供給設備の状況等から当社が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めた場合は，(a)に該当し，かつ，(b)の接続送電サービス契約電力の合計または接続送電サービス契約電力と接続送電サービス契約電流もしくは接続送電サービス契約容量との合計（この場合，10アンペアおよび1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合，当社は，需要者の土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。	未満であること。 ただし，契約者が希望され，かつ，電気の使用状態，当社の供給設備の状況等から当社が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めた場合は，(a)に該当し，かつ，(b)の接続送電サービス契約電力の合計または接続送電サービス契約電力と接続送電サービス契約電流もしくは接続送電サービス契約容量との合計（この場合，10アンペアおよび1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合，当社は，需要者の土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。
b　供給電気方式および供給電圧 供給電気方式および供給電圧は，交流3相3線式標準電圧200ボルトといたします。ただし，技術上やむをえない場合には，交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとすることがあります。	b　供給電気方式および供給電圧 供給電気方式および供給電圧は，交流3相3線式標準電圧200ボルトといたします。ただし，技術上やむをえない場合には，交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとすることがあります。
c　接続送電サービス料金 接続送電サービス料金は，基本料金および電力量料金の合計といたします。ただし，電力量料金は，別表5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。	c　接続送電サービス料金 接続送電サービス料金は，基本料金および電力量料金の合計といたします。ただし，電力量料金は，別表5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。
(a)　基本料金 基本料金は，1月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。 i　(2)イ(イ)により接続送電サービス契約電力を定める場合	(a)　基本料金 基本料金は，1月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。 i　(2)イ(イ)により接続送電サービス契約電力を定める場合

接続送電サービス契約電力1キロワットにつき	618円20銭

変更前（令和6年10月1日実施）	変更後（令和7年4月1日実施）
ただし，接続送電サービス契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は，接続送電サービス契約電力が1キロワットの場合の基本料金の半額といたします。 ii　(2)イ(ハ)により接続送電サービス契約電力を定める場合	ただし，接続送電サービス契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は，接続送電サービス契約電力が1キロワットの場合の基本料金の半額といたします。 ii　(2)イ(ハ)により接続送電サービス契約電力を定める場合

接続送電サービス契約電力1キロワットにつき	370円70銭

変更前（令和6年10月1日実施）	変更後（令和7年4月1日実施）
ただし，接続送電サービス契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は，接続送電サービス契約電力が1キロワットの場合の基本料金の半額といたします。 (b)　電力量料金 電力量料金は，その1月の接続供給電力量によって算定いたします。	ただし，接続送電サービス契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は，接続送電サービス契約電力が1キロワットの場合の基本料金の半額といたします。 (b)　電力量料金 電力量料金は，その1月の接続供給電力量によって算定いたします。

1キロワット時につき	4円22銭

変更前（令和6年10月1日実施）	変更後（令和7年4月1日実施）
(c)　その他	(c)　その他

変更前（令和６年10月１日実施）	変更後（令和７年４月１日実施）
接続供給電力量が僅少であるため計量できないことが見込まれる場合等特別の事情がある場合で，当社が適当と認めるときは，基本料金のみといたします。	接続供給電力量が僅少であるため計量できないことが見込まれる場合等特別の事情がある場合で，当社が適当と認めるときは，基本料金のみといたします。
d　その他	d　その他
変圧器，発電設備等その他を介して，電灯または小型機器を使用することはできません。	変圧器，発電設備等その他を介して，電灯または小型機器を使用することはできません。
(ヘ)　動力時間帯別接続送電サービス	(ヘ)　動力時間帯別接続送電サービス
a　適用範囲	a　適用範囲
(ホ) a の適用範囲に該当し，契約者が希望される場合に適用いたします。	(ホ) a の適用範囲に該当し，契約者が希望される場合に適用いたします。
b　供給電気方式および供給電圧	b　供給電気方式および供給電圧
供給電気方式および供給電圧は，交流３相３線式標準電圧200ボルトといたします。ただし，技術上やむをえない場合には，交流単相２線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相３線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとすることがあります。	供給電気方式および供給電圧は，交流３相３線式標準電圧200ボルトといたします。ただし，技術上やむをえない場合には，交流単相２線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相３線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとすることがあります。
c　接続送電サービス料金	c　接続送電サービス料金
接続送電サービス料金は，基本料金および電力量料金の合計といたします。ただし，電力量料金は，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表５（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表５（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。	接続送電サービス料金は，基本料金および電力量料金の合計といたします。ただし，電力量料金は，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表５（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表５（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。
(a)　基本料金	(a)　基本料金
基本料金は，１月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。	基本料金は，１月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。
i　(2)イ(イ)により接続送電サービス契約電力を定める場合	i　(2)イ(イ)により接続送電サービス契約電力を定める場合
接続送電サービス契約電力１キロワットにつき　618円20銭	接続送電サービス契約電力１キロワットにつき　618円20銭
ただし，接続送電サービス契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は，接続送電サービス契約電力が１キロワットの場合の基本料金の半額といたします。	ただし，接続送電サービス契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は，接続送電サービス契約電力が１キロワットの場合の基本料金の半額といたします。
ii　(2)イ(ハ)により接続送電サービス契約電力を定める場合	ii　(2)イ(ハ)により接続送電サービス契約電力を定める場合
接続送電サービス契約電力１キロワットにつき　370円70銭	接続送電サービス契約電力１キロワットにつき　370円70銭
ただし，接続送電サービス契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は，接続送電サービス契約電力が１キロワットの場合の基本料金の半額といたします。	ただし，接続送電サービス契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は，接続送電サービス契約電力が１キロワットの場合の基本料金の半額といたします。
(b)　電力量料金	(b)　電力量料金
電力量料金は，その１月の時間帯別の接続供給電力量によって算定いたします。	電力量料金は，その１月の時間帯別の接続供給電力量によって算定いたします。
i　昼間時間	i　昼間時間
１キロワット時につき　4円42銭	１キロワット時につき　4円42銭

変更前（令和6年10月1日実施）	変更後（令和7年4月1日実施）
ii　夜間時間	ii　夜間時間
1キロワット時につき　4円02銭	1キロワット時につき　4円02銭
（c）　その他 接続供給電力量が僅少であるため計量できないことが見込まれる場合等特別の事情がある場合で，当社が適当と認めるときは，基本料金のみといたします。	（c）　その他 接続供給電力量が僅少であるため計量できないことが見込まれる場合等特別の事情がある場合で，当社が適当と認めるときは，基本料金のみといたします。
d　その他 変圧器，発電設備等その他を介して，電灯または小型機器を使用することはできません。	d　その他 変圧器，発電設備等その他を介して，電灯または小型機器を使用することはできません。
(ト)　動力従量接続送電サービス	(ト)　動力従量接続送電サービス
a　適用範囲 (ホ) a の適用範囲に該当し，自己等への電気の供給の用に供する接続供給の場合で，契約者が希望されるときに適用いたします。	a　適用範囲 (ホ) a の適用範囲に該当し，自己等への電気の供給の用に供する接続供給の場合で，契約者が希望されるときに適用いたします。
b　供給電気方式および供給電圧 供給電気方式および供給電圧は，交流3相3線式標準電圧200ボルトといたします。ただし，技術上やむをえない場合には，交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとすることがあります。	b　供給電気方式および供給電圧 供給電気方式および供給電圧は，交流3相3線式標準電圧200ボルトといたします。ただし，技術上やむをえない場合には，交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとすることがあります。
c　接続送電サービス料金 接続送電サービス料金は，その1月の接続供給電力量によって算定いたします。ただし，別表5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。	c　接続送電サービス料金 接続送電サービス料金は，その1月の接続供給電力量によって算定いたします。ただし，別表5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。
1キロワット時につき　14円36銭	1キロワット時につき　14円36銭
d　その他 変圧器，発電設備等その他を介して，電灯または小型機器を使用することはできません。	d　その他 変圧器，発電設備等その他を介して，電灯または小型機器を使用することはできません。
ロ　高圧で供給する場合	ロ　高圧で供給する場合
(イ)　高圧標準接続送電サービス	(イ)　高圧標準接続送電サービス
a　適用範囲 接続送電サービス契約電力（分割接続供給の場合は，1供給地点につき，1接続送電サービスを適用したときの接続送電サービス契約電力といたします。）が原則として50キロワット以上であり，かつ，2,000キロワット未満である場合に適用いたします。ただし，特別の事情がある場合で，契約者の希望があるときは，接続送電サービス契約電力が 50 キロワット未満である場合についても適用することがあります。	a　適用範囲 接続送電サービス契約電力（分割接続供給の場合は，1供給地点につき，1接続送電サービスを適用したときの接続送電サービス契約電力といたします。）が原則として50キロワット以上であり，かつ，2,000キロワット未満である場合に適用いたします。ただし，特別の事情がある場合で，契約者の希望があるときは，接続送電サービス契約電力が 50 キロワット未満である場合についても適用することがあります。
b　供給電気方式および供給電圧	b　供給電気方式および供給電圧

変更前（令和６年10月１日実施）	変更後（令和７年４月１日実施）
供給電気方式および供給電圧は，交流３相３線式標準電圧6,000ボルトといたします。	供給電気方式および供給電圧は，交流３相３線式標準電圧6,000ボルトといたします。
c　接続送電サービス料金	c　接続送電サービス料金
接続送電サービス料金は，基本料金および電力量料金の合計といたします。ただし，基本料金は，ニによって力率割引または割増しをする場合は，力率割引または割増しをしたものといたします。また，電力量料金は，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表５（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ヘによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表５（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ヘによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。	接続送電サービス料金は，基本料金および電力量料金の合計といたします。ただし，基本料金は，ニによって力率割引または割増しをする場合は，力率割引または割増しをしたものといたします。また，電力量料金は，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表５（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ヘによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表５（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ヘによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。
(a)　基本料金	(a)　基本料金
基本料金は，１月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合（予備送電サービスによって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は，半額といたします。また，当社が分割接続供給を行なう供給地点において，33（料金の算定）(12)にもとづき料金の調整を行なうために算定する，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービスの基本料金は，双方の契約者に係る接続送電サービスにおいて，まったく電気を使用しないとき（予備送電サービスによって電気を使用したときを除きます。）に限り，半額といたします。	基本料金は，１月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合（予備送電サービスによって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は，半額といたします。また，当社が分割接続供給を行なう供給地点において，33（料金の算定）(12)にもとづき料金の調整を行なうために算定する，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービスの基本料金は，双方の契約者に係る接続送電サービスにおいて，まったく電気を使用しないとき（予備送電サービスによって電気を使用したときを除きます。）に限り，半額といたします。
なお，(2)ニによって接続送電サービス契約電力を定める供給地点において電気を使用された場合で，需要者の発電設備の検査，補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気をまったく使用しないときは，当該供給分に相当する基本料金は，半額といたします。ただし，当社が分割接続供給を行なう供給地点において，33（料金の算定）(12)にもとづき料金の調整を行なうために算定する，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービスにおける当該供給分に相当する基本料金は，双方の契約者に係る接続送電サービスにおいて，需要者の発電設備の検査，補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気をまったく使用しないときに限り，半額といたします。	なお，(2)ニによって接続送電サービス契約電力を定める供給地点において電気を使用された場合で，需要者の発電設備の検査，補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気をまったく使用しないときは，当該供給分に相当する基本料金は，半額といたします。ただし，当社が分割接続供給を行なう供給地点において，33（料金の算定）(12)にもとづき料金の調整を行なうために算定する，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービスにおける当該供給分に相当する基本料金は，双方の契約者に係る接続送電サービスにおいて，需要者の発電設備の検査，補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気をまったく使用しないときに限り，半額といたします。
また，その１月に前月から継続して需要者の発電設備の検査，補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気の供給を受けた期間がある場合で，その期間が前月の当該電気の供給を受けなかった期間を上回らないときは，その期間における当該電気の供給は，前月におけるものとみなします。	また，その１月に前月から継続して需要者の発電設備の検査，補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気の供給を受けた期間がある場合で，その期間が前月の当該電気の供給を受けなかった期間を上回らないときは，その期間における当該電気の供給は，前月におけるものとみなします。
接続送電サービス契約電力１キロワットにつき　792円00銭	接続送電サービス契約電力１キロワットにつき　792円00銭
(b)　電力量料金	(b)　電力量料金
電力量料金は，その１月の接続供給電力量によって算定いたします。	電力量料金は，その１月の接続供給電力量によって算定いたします。
１キロワット時につき　2円17銭	１キロワット時につき　2円17銭
(ロ)　高圧時間帯別接続送電サービス	(ロ)　高圧時間帯別接続送電サービス

変更前（令和６年10月１日実施）	変更後（令和７年４月１日実施）
a　適用範囲 (ｲ) a の適用範囲に該当し，契約者が希望される場合に適用いたします。 b　供給電気方式および供給電圧 供給電気方式および供給電圧は，交流３相３線式標準電圧 6,000 ボルトといたします。 c　接続送電サービス料金 接続送電サービス料金は，基本料金および電力量料金の合計といたします。ただし，基本料金は，ニによって力率割引または割増しをする場合は，力率割引または割増しをしたものといたします。また，電力量料金は，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表５（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ヘによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表５（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ヘによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。 (a)　基本料金 基本料金は，１月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合（予備送電サービスによって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は，半額といたします。また，当社が分割接続供給を行なう供給地点において，33（料金の算定）(12)にもとづき料金の調整を行なうために算定する，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービスの基本料金は，双方の契約者に係る接続送電サービスにおいて，まったく電気を使用しないとき（予備送電サービスによって電気を使用したときを除きます。）に限り，半額といたします。 なお，(2)ニによって接続送電サービス契約電力を定める供給地点において電気を使用された場合で，需要者の発電設備の検査，補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気をまったく使用しないときは，当該供給分に相当する基本料金は，半額といたします。ただし，当社が分割接続供給を行なう供給地点において，33（料金の算定）(12)にもとづき料金の調整を行なうために算定する，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービスにおける当該供給分に相当する基本料金は，双方の契約者に係る接続送電サービスにおいて，需要者の発電設備の検査，補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気をまったく使用しないときに限り，半額といたします。 また，その１月に前月から継続して需要者の発電設備の検査，補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気の供給を受けた期間がある場合で，その期間が前月の当該電気の供給を受けなかった期間を上回らないときは，その期間における当該電気の供給は，前月におけるものとみなします。 接続送電サービス契約電力１キロワットにつき　792 円 00 銭 (b)　電力量料金 電力量料金は，その１月の時間帯別の接続供給電力量によって算定いたします。	a　適用範囲 (ｲ) a の適用範囲に該当し，契約者が希望される場合に適用いたします。 b　供給電気方式および供給電圧 供給電気方式および供給電圧は，交流３相３線式標準電圧 6,000 ボルトといたします。 c　接続送電サービス料金 接続送電サービス料金は，基本料金および電力量料金の合計といたします。ただし，基本料金は，ニによって力率割引または割増しをする場合は，力率割引または割増しをしたものといたします。また，電力量料金は，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表５（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ヘによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表５（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ヘによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。 (a)　基本料金 基本料金は，１月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合（予備送電サービスによって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は，半額といたします。また，当社が分割接続供給を行なう供給地点において，33（料金の算定）(12)にもとづき料金の調整を行なうために算定する，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービスの基本料金は，双方の契約者に係る接続送電サービスにおいて，まったく電気を使用しないとき（予備送電サービスによって電気を使用したときを除きます。）に限り，半額といたします。 なお，(2)ニによって接続送電サービス契約電力を定める供給地点において電気を使用された場合で，需要者の発電設備の検査，補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気をまったく使用しないときは，当該供給分に相当する基本料金は，半額といたします。ただし，当社が分割接続供給を行なう供給地点において，33（料金の算定）(12)にもとづき料金の調整を行なうために算定する，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービスにおける当該供給分に相当する基本料金は，双方の契約者に係る接続送電サービスにおいて，需要者の発電設備の検査，補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気をまったく使用しないときに限り，半額といたします。 また，その１月に前月から継続して需要者の発電設備の検査，補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気の供給を受けた期間がある場合で，その期間が前月の当該電気の供給を受けなかった期間を上回らないときは，その期間における当該電気の供給は，前月におけるものとみなします。 接続送電サービス契約電力１キロワットにつき　792 円 00 銭 (b)　電力量料金 電力量料金は，その１月の時間帯別の接続供給電力量によって算定いたします。

変更前（令和6年10月1日実施）	変更後（令和7年4月1日実施）
i　昼間時間	i　昼間時間
1キロワット時につき　2円29銭	1キロワット時につき　2円29銭
ii　夜間時間	ii　夜間時間
1キロワット時につき　2円00銭	1キロワット時につき　2円00銭
(ハ)　高圧従量接続送電サービス	(ハ)　高圧従量接続送電サービス
a　適用範囲	a　適用範囲
(イ) aの適用範囲に該当し，自己等への電気の供給の用に供するための接続供給の場合で，契約者が希望されるときに適用いたします。	(イ) aの適用範囲に該当し，自己等への電気の供給の用に供するための接続供給の場合で，契約者が希望されるときに適用いたします。
b　供給電気方式および供給電圧	b　供給電気方式および供給電圧
供給電気方式および供給電圧は，交流3相3線式標準電圧6,000ボルトといたします。	供給電気方式および供給電圧は，交流3相3線式標準電圧6,000ボルトといたします。
c　接続送電サービス料金	c　接続送電サービス料金
接続送電サービス料金は，その1月の接続供給電力量によって算定いたします。ただし，別表5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。	接続送電サービス料金は，その1月の接続供給電力量によって算定いたします。ただし，別表5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。
1キロワット時につき　15円15銭	1キロワット時につき　15円15銭
ハ　特別高圧で供給する場合	ハ　特別高圧で供給する場合
(イ)　特別高圧標準接続送電サービス	(イ)　特別高圧標準接続送電サービス
a　適用範囲	a　適用範囲
接続送電サービス契約電力（分割接続供給の場合は，1供給地点につき，1接続送電サービスを適用したときの接続送電サービス契約電力といたします。）が原則として2,000キロワット以上である場合に適用いたします。	接続送電サービス契約電力（分割接続供給の場合は，1供給地点につき，1接続送電サービスを適用したときの接続送電サービス契約電力といたします。）が原則として2,000キロワット以上である場合に適用いたします。
b　供給電気方式および供給電圧	b　供給電気方式および供給電圧
供給電気方式は，交流3相3線式とし，供給電圧は，接続送電サービス契約電力（分割接続供給の場合は，1 供給地点につき，1 接続送電サービスを適用したときの接続送電サービス契約電力といたします。）に応じて次のとおりといたします。	供給電気方式は，交流3相3線式とし，供給電圧は，接続送電サービス契約電力（分割接続供給の場合は，1 供給地点につき，1 接続送電サービスを適用したときの接続送電サービス契約電力といたします。）に応じて次のとおりといたします。
接続送電サービス契約電力10,000キロワット未満　標準電圧30,000ボルト	接続送電サービス契約電力10,000キロワット未満　標準電圧30,000ボルト
接続送電サービス契約電力10,000キロワット以上　標準電圧60,000ボルト	接続送電サービス契約電力10,000キロワット以上　標準電圧60,000ボルト
c　接続送電サービス料金	c　接続送電サービス料金
接続送電サービス料金は，基本料金および電力量料金の合計といたします。ただし，基本料金は，ニ	接続送電サービス料金は，基本料金および電力量料金の合計といたします。ただし，基本料金は，ニ

変更前（令和６年10月１日実施）	変更後（令和７年４月１日実施）
によって力率割引または割増しをする場合は，力率割引または割増しをしたものといたします。また，電力量料金は，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表５（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表５（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。	によって力率割引または割増しをする場合は，力率割引または割増しをしたものといたします。また，電力量料金は，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表５（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表５（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。
(a)　基本料金 基本料金は，１月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合（予備送電サービスによって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は，半額といたします。また，当社が分割接続供給を行なう供給地点において，33（料金の算定）(12)にもとづき料金の調整を行なうために算定する，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービスの基本料金は，双方の契約者に係る接続送電サービスにおいて，まったく電気を使用しないとき（予備送電サービスによって電気を使用したときを除きます。）に限り，半額といたします。 なお，(2)ニによって接続送電サービス契約電力を定める供給地点において電気を使用された場合で，需要者の発電設備の検査，補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気をまったく使用しないときは，当該供給分に相当する基本料金は，半額といたします。ただし，当社が分割接続供給を行なう供給地点において，33（料金の算定）(12)にもとづき料金の調整を行なうために算定する，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービスにおける当該供給分に相当する基本料金は，双方の契約者に係る接続送電サービスにおいて，需要者の発電設備の検査，補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気をまったく使用しないときに限り，半額といたします。 また，その１月に前月から継続して需要者の発電設備の検査，補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気の供給を受けた期間がある場合で，その期間が前月の当該電気の供給を受けなかった期間を上回らないときは，その期間における当該電気の供給は，前月におけるものとみなします。	(a)　基本料金 基本料金は，１月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合（予備送電サービスによって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は，半額といたします。また，当社が分割接続供給を行なう供給地点において，33（料金の算定）(12)にもとづき料金の調整を行なうために算定する，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービスの基本料金は，双方の契約者に係る接続送電サービスにおいて，まったく電気を使用しないとき（予備送電サービスによって電気を使用したときを除きます。）に限り，半額といたします。 なお，(2)ニによって接続送電サービス契約電力を定める供給地点において電気を使用された場合で，需要者の発電設備の検査，補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気をまったく使用しないときは，当該供給分に相当する基本料金は，半額といたします。ただし，当社が分割接続供給を行なう供給地点において，33（料金の算定）(12)にもとづき料金の調整を行なうために算定する，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービスにおける当該供給分に相当する基本料金は，双方の契約者に係る接続送電サービスにおいて，需要者の発電設備の検査，補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気をまったく使用しないときに限り，半額といたします。 また，その１月に前月から継続して需要者の発電設備の検査，補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気の供給を受けた期間がある場合で，その期間が前月の当該電気の供給を受けなかった期間を上回らないときは，その期間における当該電気の供給は，前月におけるものとみなします。
接続送電サービス契約電力１キロワットにつき　503円80銭	接続送電サービス契約電力１キロワットにつき　503円80銭
(b)　電力量料金 電力量料金は，その１月の接続供給電力量によって算定いたします。	(b)　電力量料金 電力量料金は，その１月の接続供給電力量によって算定いたします。
１キロワット時につき　0円92銭	１キロワット時につき　0円92銭
(ロ)　特別高圧時間帯別接続送電サービス a　適用範囲 (イ) aの適用範囲に該当し，契約者が希望される場合に適用いたします。 b　供給電気方式および供給電圧	(ロ)　特別高圧時間帯別接続送電サービス a　適用範囲 (イ) aの適用範囲に該当し，契約者が希望される場合に適用いたします。 b　供給電気方式および供給電圧

変更前（令和６年10月１日実施）	変更後（令和７年４月１日実施）
供給電気方式は，交流３相３線式とし，供給電圧は，接続送電サービス契約電力（分割接続供給の場合は，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用したときの接続送電サービス契約電力といたします。）に応じて次のとおりといたします。	供給電気方式は，交流３相３線式とし，供給電圧は，接続送電サービス契約電力（分割接続供給の場合は，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用したときの接続送電サービス契約電力といたします。）に応じて次のとおりといたします。
接続送電サービス契約電力10,000キロワット未満 ／ 標準電圧30,000ボルト 接続送電サービス契約電力10,000キロワット以上 ／ 標準電圧60,000ボルト	接続送電サービス契約電力10,000キロワット未満 ／ 標準電圧30,000ボルト 接続送電サービス契約電力10,000キロワット以上 ／ 標準電圧60,000ボルト
c　接続送電サービス料金	c　接続送電サービス料金
接続送電サービス料金は，基本料金および電力量料金の合計といたします。ただし，基本料金は，ニによって力率割引または割増しをする場合は，力率割引または割増しをしたものといたします。また，電力量料金は，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表５（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表５（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。	接続送電サービス料金は，基本料金および電力量料金の合計といたします。ただし，基本料金は，ニによって力率割引または割増しをする場合は，力率割引または割増しをしたものといたします。また，電力量料金は，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表５（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表５（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。
(a)　基本料金	(a)　基本料金
基本料金は，１月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合（予備送電サービスによって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は，半額といたします。また，当社が分割接続供給を行なう供給地点において，33（料金の算定）(12)にもとづき料金の調整を行なうために算定する，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービスの基本料金は，双方の契約者に係る接続送電サービスにおいて，まったく電気を使用しないとき（予備送電サービスによって電気を使用したときを除きます。）に限り，半額といたします。	基本料金は，１月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合（予備送電サービスによって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は，半額といたします。また，当社が分割接続供給を行なう供給地点において，33（料金の算定）(12)にもとづき料金の調整を行なうために算定する，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービスの基本料金は，双方の契約者に係る接続送電サービスにおいて，まったく電気を使用しないとき（予備送電サービスによって電気を使用したときを除きます。）に限り，半額といたします。
なお，(2)ニによって接続送電サービス契約電力を定める供給地点において電気を使用された場合で，需要者の発電設備の検査，補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気をまったく使用しないときは，当該供給分に相当する基本料金は，半額といたします。ただし，当社が分割接続供給を行なう供給地点において，33（料金の算定）(12)にもとづき料金の調整を行なうために算定する，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービスにおける当該供給分に相当する基本料金は，双方の契約者に係る接続送電サービスにおいて，需要者の発電設備の検査，補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気をまったく使用しないときに限り，半額といたします。	なお，(2)ニによって接続送電サービス契約電力を定める供給地点において電気を使用された場合で，需要者の発電設備の検査，補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気をまったく使用しないときは，当該供給分に相当する基本料金は，半額といたします。ただし，当社が分割接続供給を行なう供給地点において，33（料金の算定）(12)にもとづき料金の調整を行なうために算定する，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービスにおける当該供給分に相当する基本料金は，双方の契約者に係る接続送電サービスにおいて，需要者の発電設備の検査，補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気をまったく使用しないときに限り，半額といたします。
また，その１月に前月から継続して需要者の発電設備の検査，補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気の供給を受けた期間がある場合で，その期間が前月の当該電気の供給を受けなかった期間を上回らないときは，その期間における当該電気の供給は，前月におけるものとみなします。	また，その１月に前月から継続して需要者の発電設備の検査，補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気の供給を受けた期間がある場合で，その期間が前月の当該電気の供給を受けなかった期間を上回らないときは，その期間における当該電気の供給は，前月におけるものとみなします。
接続送電サービス契約電力１キロワットにつき ／ 503円80銭	接続送電サービス契約電力１キロワットにつき ／ 503円80銭

変更前（令和6年10月1日実施）	変更後（令和7年4月1日実施）
(b)　電力量料金 電力量料金は，その1月の時間帯別の接続供給電力量によって算定いたします。 i　昼間時間	(b)　電力量料金 電力量料金は，その1月の時間帯別の接続供給電力量によって算定いたします。 i　昼間時間
1キロワット時につき　0円97銭	1キロワット時につき　0円97銭
ii　夜間時間	ii　夜間時間
1キロワット時につき　0円87銭	1キロワット時につき　0円87銭
(ハ)　特別高圧従量接続送電サービス a　適用範囲 (イ) aの適用範囲に該当し，自己等への電気の供給の用に供するための接続供給の場合で，契約者が希望されるときに適用いたします。 b　供給電気方式および供給電圧 供給電気方式は，交流3相3線式とし，供給電圧は，接続送電サービス契約電力に応じて次のとおりといたします。	(ハ)　特別高圧従量接続送電サービス a　適用範囲 (イ) aの適用範囲に該当し，自己等への電気の供給の用に供するための接続供給の場合で，契約者が希望されるときに適用いたします。 b　供給電気方式および供給電圧 供給電気方式は，交流3相3線式とし，供給電圧は，接続送電サービス契約電力に応じて次のとおりといたします。
接続送電サービス契約電力10,000キロワット未満　標準電圧30,000ボルト 接続送電サービス契約電力10,000キロワット以上　標準電圧60,000ボルト	接続送電サービス契約電力10,000キロワット未満　標準電圧30,000ボルト 接続送電サービス契約電力10,000キロワット以上　標準電圧60,000ボルト
c　接続送電サービス料金 接続送電サービス料金は，その1月の接続供給電力量によって算定いたします。ただし，別表5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ヘによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ヘによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。	c　接続送電サービス料金 接続送電サービス料金は，その1月の接続供給電力量によって算定いたします。ただし，別表5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ヘによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ヘによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。
1キロワット時につき　9円19銭	1キロワット時につき　9円19銭
ニ　力率割引および割増し 高圧または特別高圧で供給する場合の力率割引および割増しは，次のとおりといたします。 (イ)　力率は，供給地点ごとに，その1月のうち毎日午前8時から午後10時までの時間における平均力率（瞬間力率が進み力率となる場合には，その瞬間力率は，100パーセントといたします。）といたします。この場合，平均力率は，別表6（平均力率の算定）によって算定された値といたします。 なお，まったく電気を使用しないその1月の力率は，85パーセントとみなします。 (ロ)　分割接続供給の場合は，33（料金の算定）(12)にもとづき料金の調整を行なうために，1供給地点につき，1接続送電サービスを適用したときの供給地点ごとの力率を，(イ)に準じて算定いたします。また，それぞれの契約者に係る接続送電サービスの力率は，1供給地点につき，1接続送電サービスを適用した場合の力	ニ　力率割引および割増し 高圧または特別高圧で供給する場合の力率割引および割増しは，次のとおりといたします。 (イ)　力率は，供給地点ごとに，その1月のうち毎日午前8時から午後10時までの時間における平均力率（瞬間力率が進み力率となる場合には，その瞬間力率は，100パーセントといたします。）といたします。この場合，平均力率は，別表6（平均力率の算定）によって算定された値といたします。 なお，まったく電気を使用しないその1月の力率は，85パーセントとみなします。 (ロ)　分割接続供給の場合は，33（料金の算定）(12)にもとづき料金の調整を行なうために，1供給地点につき，1接続送電サービスを適用したときの供給地点ごとの力率を，(イ)に準じて算定いたします。また，それぞれの契約者に係る接続送電サービスの力率は，1供給地点につき，1接続送電サービスを適用した場合の力

変更前（令和6年10月1日実施）	変更後（令和7年4月1日実施）
率と同一の値といたします。ただし，その供給地点において，いずれかの契約者に係る接続送電サービスにおいて，まったく電気を使用しない場合は，当該接続送電サービスについては，その 1 月の力率を 85 パーセントとみなします。	率と同一の値といたします。ただし，その供給地点において，いずれかの契約者に係る接続送電サービスにおいて，まったく電気を使用しない場合は，当該接続送電サービスについては，その 1 月の力率を 85 パーセントとみなします。
(ハ) 力率が，85 パーセントを上回る場合は，その上回る 1 パーセントにつき，基本料金（(2)ニによって接続送電サービス契約電力を定める供給地点において，需要者の発電設備の検査，補修または事故〔停電による停止等を含みます。〕により生じた不足電力の補給にあてるための電気をまったく使用しない場合は，当該供給分以外の供給分に相当する基本料金といたします。）を 1 パーセント割引し，85 パーセントを下回る場合は，その下回る 1 パーセントにつき，基本料金（(2)ニによって接続送電サービス契約電力を定める供給地点において，需要者の発電設備の検査，補修または事故〔停電による停止等を含みます。〕により生じた不足電力の補給にあてるための電気をまったく使用しない場合は，当該供給分以外の供給分に相当する基本料金といたします。）を 1 パーセント割増しいたします。	(ハ) 力率が，85 パーセントを上回る場合は，その上回る 1 パーセントにつき，基本料金（(2)ニによって接続送電サービス契約電力を定める供給地点において，需要者の発電設備の検査，補修または事故〔停電による停止等を含みます。〕により生じた不足電力の補給にあてるための電気をまったく使用しない場合は，当該供給分以外の供給分に相当する基本料金といたします。）を 1 パーセント割引し，85 パーセントを下回る場合は，その下回る 1 パーセントにつき，基本料金（(2)ニによって接続送電サービス契約電力を定める供給地点において，需要者の発電設備の検査，補修または事故〔停電による停止等を含みます。〕により生じた不足電力の補給にあてるための電気をまったく使用しない場合は，当該供給分以外の供給分に相当する基本料金といたします。）を 1 パーセント割増しいたします。
ホ その他	ホ その他
(イ) 接続送電サービス料金の計算における合計金額の単位は，1 円とし，その端数は，切り捨てます。	(イ) 接続送電サービス料金の計算における合計金額の単位は，1 円とし，その端数は，切り捨てます。
(ロ) 電灯時間帯別接続送電サービス，動力時間帯別接続送電サービス，高圧時間帯別接続送電サービスまたは特別高圧時間帯別接続送電サービス（以下「時間帯別接続送電サービス」といいます。）の適用後 1 年に満たない場合は，電灯標準接続送電サービス，動力標準接続送電サービス，高圧標準接続送電サービスもしくは特別高圧標準接続送電サービス（以下「標準接続送電サービス」といいます。）または電灯従量接続送電サービス，動力従量接続送電サービス，高圧従量接続送電サービスもしくは特別高圧従量接続送電サービス（以下「従量接続送電サービス」といいます。）を適用いたしません。また，従量接続送電サービスの適用後 1 年に満たない場合は，標準接続送電サービスまたは時間帯別接続送電サービスを適用いたしません。	(ロ) 電灯時間帯別接続送電サービス，動力時間帯別接続送電サービス，高圧時間帯別接続送電サービスまたは特別高圧時間帯別接続送電サービス（以下「時間帯別接続送電サービス」といいます。）の適用後 1 年に満たない場合は，電灯標準接続送電サービス，動力標準接続送電サービス，高圧標準接続送電サービスもしくは特別高圧標準接続送電サービス（以下「標準接続送電サービス」といいます。）または電灯従量接続送電サービス，動力従量接続送電サービス，高圧従量接続送電サービスもしくは特別高圧従量接続送電サービス（以下「従量接続送電サービス」といいます。）を適用いたしません。また，従量接続送電サービスの適用後 1 年に満たない場合は，標準接続送電サービスまたは時間帯別接続送電サービスを適用いたしません。
(ハ) 時間帯別接続送電サービスまたは従量接続送電サービスから標準接続送電サービスに変更された後 1 年に満たない場合は，時間帯別接続送電サービスまたは従量接続送電サービスを適用いたしません。	(ハ) 時間帯別接続送電サービスまたは従量接続送電サービスから標準接続送電サービスに変更された後 1 年に満たない場合は，時間帯別接続送電サービスまたは従量接続送電サービスを適用いたしません。
(ニ) (2)ニによって接続送電サービス契約電力を定める供給地点において，需要者の発電設備の検査，補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気を使用される場合は，使用開始の時刻と使用休止の時刻とをあらかじめ契約者から当社に通知していただきます。ただし，事故その他やむをえない場合は，使用開始後すみやかに契約者から当社に通知していただきます。	(ニ) (2)ニによって接続送電サービス契約電力を定める供給地点において，需要者の発電設備の検査，補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気を使用される場合は，使用開始の時刻と使用休止の時刻とをあらかじめ契約者から当社に通知していただきます。ただし，事故その他やむをえない場合は，使用開始後すみやかに契約者から当社に通知していただきます。
(ホ) 当社は，必要に応じて，需要者の発電設備の運転に関する記録を契約者から提出していただきます。	(ホ) 当社は，必要に応じて，需要者の発電設備の運転に関する記録を契約者から提出していただきます。
(ヘ) 33（料金の算定）(12)にもとづき料金の調整を行なうための，1 供給地点につき，1 接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービスの種別を定めた後 1 年に満たないときの取扱いは，(ロ)および(ハ)に準ずるものといたします。	(ヘ) 33（料金の算定）(12)にもとづき料金の調整を行なうための，1 供給地点につき，1 接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービスの種別を定めた後 1 年に満たないときの取扱いは，(ロ)および(ハ)に準ずるものといたします。
(4) 1 年を通じての最大需要電力等が夜間時間に発生する場合の取扱い 高圧または特別高圧で供給する場合で，需要者が昼間時間から夜間時間への負荷移行を行なった結果，1 年を通じての最大需要電力等が夜間時間に発生し，かつ，契約者が標準接続送電サービスまたは時間帯別接続送電サービスの適用を受け，契約者と当社との協議が整ったときのその供給地点の各月の接続送電サービス料金は，(3)によって算定された金額からイによって算定された金額（以下「ピークシフト割引額」といいます。）を差し引いたものといたします。	(4) 1 年を通じての最大需要電力等が夜間時間に発生する場合の取扱い 高圧または特別高圧で供給する場合で，需要者が昼間時間から夜間時間への負荷移行を行なった結果，1 年を通じての最大需要電力等が夜間時間に発生し，かつ，契約者が標準接続送電サービスまたは時間帯別接続送電サービスの適用を受け，契約者と当社との協議がととのったときのその供給地点の各月の接続送電サービス料金は，(3)によって算定された金額からイによって算定された金額（以下「ピークシフト割引額」といいます。）を差し引いたものといたします。

変更前（令和６年10月１日実施）	変更後（令和７年４月１日実施）
イ　ピークシフト割引額 ピークシフト割引額は，１月につき次の式により算定された金額といたします。ただし，まったく電気を使用しない場合（予備送電サービスによって電気を使用した場合を除きます。）のピークシフト割引額は，半額といたします。 ピークシフト割引額＝次に定める割引単価　×　ロのピークシフト電力 ピークシフト電力１キロワットにつき　高圧で供給する場合　673円20銭 ピークシフト電力１キロワットにつき　特別高圧で供給する場合　427円90銭 ロ　ピークシフト電力 ピークシフト電力は，需要者の負荷移行により昼間時間から夜間時間に移行された増分電力をいい，その需要者の接続送電サービス契約電力からその需要者の１年を通じての昼間時間における接続供給電力の最大値を差し引いた値を上限として，夜間時間に移行する負荷設備の容量（キロワット）等にもとづき，あらかじめ契約者と当社との協議によって定めます。 なお，分割接続供給の場合は，それぞれの契約者に係るピークシフト電力とあわせて，33（料金の算定）⑿にもとづき料金の調整を行なうために，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用したときのピークシフト電力を，あらかじめ双方の契約者と当社との協議によって定めます。 また，各月の昼間時間における接続供給電力の最大値の実績等から，ピークシフト電力が不適当と認められる場合には，すみやかにピークシフト電力を適正なものに変更していただきます。 ハ　１年を通じて夜間時間に最大需要電力等が発生しないことが明らかになった場合等については，本取扱いの適用をただちに解消いたします。 なお，それが本取扱い適用後１年に満たない場合は，既に適用したピークシフト割引額の合計金額を本取扱いの適用が解消された月の接続送電サービス料金に加算したものをその月の接続送電サービス料金として算定いたします。	イ　ピークシフト割引額 ピークシフト割引額は，１月につき次の式により算定された金額といたします。ただし，まったく電気を使用しない場合（予備送電サービスによって電気を使用した場合を除きます。）のピークシフト割引額は，半額といたします。 ピークシフト割引額＝次に定める割引単価　×　ロのピークシフト電力 ピークシフト電力１キロワットにつき　高圧で供給する場合　673円20銭 ピークシフト電力１キロワットにつき　特別高圧で供給する場合　427円90銭 ロ　ピークシフト電力 ピークシフト電力は，需要者の負荷移行により昼間時間から夜間時間に移行された増分電力をいい，その需要者の接続送電サービス契約電力からその需要者の１年を通じての昼間時間における接続供給電力の最大値を差し引いた値を上限として，夜間時間に移行する負荷設備の容量（キロワット）等にもとづき，あらかじめ契約者と当社との協議によって定めます。 なお，分割接続供給の場合は，それぞれの契約者に係るピークシフト電力とあわせて，33（料金の算定）⑿にもとづき料金の調整を行なうために，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用したときのピークシフト電力を，あらかじめ双方の契約者と当社との協議によって定めます。 また，各月の昼間時間における接続供給電力の最大値の実績等から，ピークシフト電力が不適当と認められる場合には，すみやかにピークシフト電力を適正なものに変更していただきます。 ハ　１年を通じて夜間時間に最大需要電力等が発生しないことが明らかになった場合等については，本取扱いの適用をただちに解消いたします。 なお，それが本取扱い適用後１年に満たない場合は，既に適用したピークシフト割引額の合計金額を本取扱いの適用が解消された月の接続送電サービス料金に加算したものをその月の接続送電サービス料金として算定いたします。
20　臨時接続送電サービス (1)　適用範囲 契約使用期間が１年未満の場合において，小売電気事業，特定送配電事業または自己等への電気の供給の用に供する電気に適用いたします。ただし，毎年，一定期間を限り，反復使用するものには適用いたしません。 (2)　臨時接続送電サービス契約電力等 電灯臨時定額接続送電サービスの適用を受ける場合を除き，臨時接続送電サービス契約電流，臨時接続送電サービス契約容量または臨時接続送電サービス契約電力は，次によって供給地点ごとに定めます。 なお，分割接続供給の場合は，それぞれの契約者に係る臨時接続送電サービス契約電力とあわせて，33（料金の算定）⒀にもとづき料金の調整を行なうために，１供給地点につき，１臨時接続送電サービスを適用したときの臨時接続送電サービス契約電力を定めます。 イ　低圧で供給する場合	**20　臨時接続送電サービス** (1)　適用範囲 契約使用期間が１年未満の場合において，小売電気事業，特定送配電事業または自己等への電気の供給の用に供する電気に適用いたします。ただし，毎年，一定期間を限り，反復使用するものには適用いたしません。 (2)　臨時接続送電サービス契約電力等 電灯臨時定額接続送電サービスの適用を受ける場合を除き，臨時接続送電サービス契約電流，臨時接続送電サービス契約容量または臨時接続送電サービス契約電力は，次によって供給地点ごとに定めます。 なお，分割接続供給の場合は，それぞれの契約者に係る臨時接続送電サービス契約電力とあわせて，33（料金の算定）⒀にもとづき料金の調整を行なうために，１供給地点につき，１臨時接続送電サービスを適用したときの臨時接続送電サービス契約電力を定めます。 イ　低圧で供給する場合

<table>
<tr><th>変更前（令和6年10月1日実施）</th><th>変更後（令和7年4月1日実施）</th></tr>
<tr><td>

(イ)　契約者が電灯または小型機器を使用する需要者に供給する場合

次のａまたはｂにより，臨時接続送電サービス契約電流または臨時接続送電サービス契約容量（6 キロボルトアンペア以上となる場合に限ります。）を定めます。

ａ　臨時接続送電サービス契約電流

(a)　臨時接続送電サービス契約電流は，40 アンペア，50 アンペアまたは 60 アンペアのいずれかとし，契約者の申出によって定めます。

(b)　当社は，臨時接続送電サービス契約電流に応じて電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし，契約者または需要者において使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が臨時接続送電サービス契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には，当社は，電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。

ｂ　臨時接続送電サービス契約容量

(a)　臨時接続送電サービス契約容量は，契約負荷設備の総容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，各契約負荷設備ごとに別表 4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）に次の係数を乗じてえた値といたします。ただし，差込口の数と電気機器の数が異なる場合等特別の事情がある場合は，別表 7（契約負荷設備の総容量の算定）によって総容量を定めます。

最初の 6 キロボルトアンペアにつき	95 パーセント
次の 14 キロボルトアンペアにつき	85 パーセント
次の 30 キロボルトアンペアにつき	75 パーセント
50 キロボルトアンペアをこえる部分につき	65 パーセント

(b)　契約者が契約主開閉器により臨時接続送電サービス契約容量を定めることを希望される場合には，臨時接続送電サービス契約容量は，(a)にかかわらず，契約主開閉器の定格電流にもとづき，別表 3（契約電力および契約容量の算定方法）により算定された値といたします。この場合，契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。

なお，当社は，契約主開閉器が制限できる電流を，必要に応じて確認いたします。

(ロ)　契約者が動力を使用する需要者に供給する場合

次により，臨時接続送電サービス契約電力を定めます。

ａ　臨時接続送電サービス契約電力は，契約負荷設備の各入力（出力で表示されている場合等は，別表 4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）についてそれぞれ次の(a)の係数を乗じてえた値の合計に(b)の係数を乗じてえた値といたします。ただし，電気機器の試験用に電気を使用される場合等特別の事情がある場合は，その回路において使用される最大電流を制限できるしゃ断器その他の適当な装置を契約者または需要者に施設していただき，その容量を当該回路において使用される契約負荷設備の入力とみなします。この場合，その容量は別表 3（契約電力および契約容量の算定方法）に準じて算定し，(b)の係数を乗じないものといたします。

(a)　契約負荷設備のうち

</td><td>

(イ)　契約者が電灯または小型機器を使用する需要者に供給する場合

次のａまたはｂにより，臨時接続送電サービス契約電流または臨時接続送電サービス契約容量（6 キロボルトアンペア以上となる場合に限ります。）を定めます。

ａ　臨時接続送電サービス契約電流

(a)　臨時接続送電サービス契約電流は，40 アンペア，50 アンペアまたは 60 アンペアのいずれかとし，契約者の申出によって定めます。

(b)　当社は，臨時接続送電サービス契約電流に応じて電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし，契約者または需要者において使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が臨時接続送電サービス契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には，当社は，電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。

ｂ　臨時接続送電サービス契約容量

(a)　臨時接続送電サービス契約容量は，契約負荷設備の総容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，各契約負荷設備ごとに別表 4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）に次の係数を乗じてえた値といたします。ただし，差込口の数と電気機器の数が異なる場合等特別の事情がある場合は，別表 7（契約負荷設備の総容量の算定）によって総容量を定めます。

最初の 6 キロボルトアンペアにつき	95 パーセント
次の 14 キロボルトアンペアにつき	85 パーセント
次の 30 キロボルトアンペアにつき	75 パーセント
50 キロボルトアンペアをこえる部分につき	65 パーセント

(b)　契約者が契約主開閉器により臨時接続送電サービス契約容量を定めることを希望される場合には，臨時接続送電サービス契約容量は，(a)にかかわらず，契約主開閉器の定格電流にもとづき，別表 3（契約電力および契約容量の算定方法）により算定された値といたします。この場合，契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。

なお，当社は，契約主開閉器が制限できる電流を，必要に応じて確認いたします。

(ロ)　契約者が動力を使用する需要者に供給する場合

次により，臨時接続送電サービス契約電力を定めます。

ａ　臨時接続送電サービス契約電力は，契約負荷設備の各入力（出力で表示されている場合等は，別表 4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）についてそれぞれ次の(a)の係数を乗じてえた値の合計に(b)の係数を乗じてえた値といたします。ただし，電気機器の試験用に電気を使用される場合等特別の事情がある場合は，その回路において使用される最大電流を制限できるしゃ断器その他の適当な装置を契約者または需要者に施設していただき，その容量を当該回路において使用される契約負荷設備の入力とみなします。この場合，その容量は別表 3（契約電力および契約容量の算定方法）に準じて算定し，(b)の係数を乗じないものといたします。

(a)　契約負荷設備のうち

</td></tr>
</table>

変更前（令和6年10月1日実施）	変更後（令和7年4月1日実施）

最大の入力のものから	最初の2台の入力につき	100パーセント
	次の2台の入力につき	95パーセント
	上記以外のものの入力につき	90パーセント

(b) (a)によってえた値の合計のうち

最初の6キロワットにつき	100パーセント
次の14キロワットにつき	90パーセント
次の30キロワットにつき	80パーセント
50キロワットをこえる部分につき	70パーセント

b　契約者が契約主開閉器により臨時接続送電サービス契約電力を定めることを希望される場合には，臨時接続送電サービス契約電力は，aにかかわらず，契約主開閉器の定格電流にもとづき，別表3（契約電力および契約容量の算定方法）により算定された値といたします。この場合，契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。

なお，当社は，契約主開閉器が制限できる電流を，必要に応じて確認いたします。

ロ　高圧または特別高圧で供給する場合

需要場所において使用される負荷設備および受電設備の内容，同一業種の負荷率，操業度等を基準として，契約者と当社との協議により供給地点ごとに臨時接続送電サービス契約電力（分割接続供給の場合は，1供給地点につき，1臨時接続送電サービスを適用したときの臨時接続送電サービス契約電力といたします。）を定めます。

なお，分割接続供給の場合におけるそれぞれの契約者に係る臨時接続送電サービス契約電力は，それぞれの契約者と当社との協議によって定めます。

(3)　臨時接続送電サービス料金

臨時接続送電サービス料金は，供給地点ごとに，供給電圧および臨時接続送電サービスの種別に応じて，次の各項により算定いたします。

なお，分割接続供給の場合は，それぞれの契約者に係る臨時接続送電サービス料金とあわせて，33（料金の算定）(13)にもとづき料金の調整を行なうために，1供給地点につき，1臨時接続送電サービスを適用したときの臨時接続送電サービス料金を算定いたします。

イ　低圧で供給する場合

(イ)　電灯臨時定額接続送電サービス

a　適用範囲

契約者が電灯または小型機器を使用する需要者に供給する場合で，その総容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，各契約負荷設備ごとに別表4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）が3キロボルトアンペア以下であるときに適用いたします。

b　供給電気方式および供給電圧

供給電気方式および供給電圧は，交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトといたします。ただし，技術上やむをえない場合には，交流単相2線式標

最大の入力のものから	最初の2台の入力につき	100パーセント
	次の2台の入力につき	95パーセント
	上記以外のものの入力につき	90パーセント

(b) (a)によってえた値の合計のうち

最初の6キロワットにつき	100パーセント
次の14キロワットにつき	90パーセント
次の30キロワットにつき	80パーセント
50キロワットをこえる部分につき	70パーセント

b　契約者が契約主開閉器により臨時接続送電サービス契約電力を定めることを希望される場合には，臨時接続送電サービス契約電力は，aにかかわらず，契約主開閉器の定格電流にもとづき，別表3（契約電力および契約容量の算定方法）により算定された値といたします。この場合，契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。

なお，当社は，契約主開閉器が制限できる電流を，必要に応じて確認いたします。

ロ　高圧または特別高圧で供給する場合

需要場所において使用される負荷設備および受電設備の内容，同一業種の負荷率，操業度等を基準として，契約者と当社との協議により供給地点ごとに臨時接続送電サービス契約電力（分割接続供給の場合は，1供給地点につき，1臨時接続送電サービスを適用したときの臨時接続送電サービス契約電力といたします。）を定めます。

なお，分割接続供給の場合におけるそれぞれの契約者に係る臨時接続送電サービス契約電力は，それぞれの契約者と当社との協議によって定めます。

(3)　臨時接続送電サービス料金

臨時接続送電サービス料金は，供給地点ごとに，供給電圧および臨時接続送電サービスの種別に応じて，次の各項により算定いたします。

なお，分割接続供給の場合は，それぞれの契約者に係る臨時接続送電サービス料金とあわせて，33（料金の算定）(13)にもとづき料金の調整を行なうために，1供給地点につき，1臨時接続送電サービスを適用したときの臨時接続送電サービス料金を算定いたします。

イ　低圧で供給する場合

(イ)　電灯臨時定額接続送電サービス

a　適用範囲

契約者が電灯または小型機器を使用する需要者に供給する場合で，その総容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，各契約負荷設備ごとに別表4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）が3キロボルトアンペア以下であるときに適用いたします。

b　供給電気方式および供給電圧

供給電気方式および供給電圧は，交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトといたします。ただし，技術上やむをえない場合には，交流単相2線式標

変更前（令和6年10月1日実施）	変更後（令和7年4月1日実施）

準電圧200ボルトまたは交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

c　臨時接続送電サービス料金

臨時接続送電サービス料金は，契約負荷設備の総容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，各契約負荷設備ごとに別表 4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）によって1日につき次のとおりといたします。ただし，別表5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表 5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表 5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

総容量が50ボルトアンペアまでの場合	3円69銭
総容量が 50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペアまでの場合	7円37銭
総容量が 100 ボルトアンペアをこえ 500 ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	7円37銭
総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロボルトアンペアまでの場合	73円74銭
総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロボルトアンペアまでの場合1キロボルトアンペアまでごとに	73円74銭

準電圧200ボルトまたは交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

c　臨時接続送電サービス料金

臨時接続送電サービス料金は，契約負荷設備の総容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，各契約負荷設備ごとに別表 4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）によって1日につき次のとおりといたします。ただし，別表5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表 5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表 5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

総容量が50ボルトアンペアまでの場合	3円69銭
総容量が 50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペアまでの場合	7円37銭
総容量が 100 ボルトアンペアをこえ 500 ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	7円37銭
総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロボルトアンペアまでの場合	73円74銭
総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロボルトアンペアまでの場合1キロボルトアンペアまでごとに	73円74銭

(ロ)　電灯臨時接続送電サービス

a　適用範囲

契約者が電灯または小型機器を使用する需要者に供給する場合で，次のいずれにも該当するときに適用いたします。

(a)　臨時接続送電サービス契約容量を定める場合は，臨時接続送電サービス契約容量が原則として 50 キロボルトアンペア未満であること。

(b)　電灯臨時定額接続送電サービスを適用できないこと。

b　供給電気方式および供給電圧

供給電気方式および供給電圧は，交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトといたします。ただし，技術上やむをえない場合には，交流単相2線式標準電圧200ボルトまたは交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

c　臨時接続送電サービス料金

臨時接続送電サービス料金は，基本料金および電力量料金の合計といたします。ただし，電力量料金は，別表5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，

(ロ)　電灯臨時接続送電サービス

a　適用範囲

契約者が電灯または小型機器を使用する需要者に供給する場合で，次のいずれにも該当するときに適用いたします。

(a)　臨時接続送電サービス契約容量を定める場合は，臨時接続送電サービス契約容量が原則として 50 キロボルトアンペア未満であること。

(b)　電灯臨時定額接続送電サービスを適用できないこと。

b　供給電気方式および供給電圧

供給電気方式および供給電圧は，交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトといたします。ただし，技術上やむをえない場合には，交流単相2線式標準電圧200ボルトまたは交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

c　臨時接続送電サービス料金

臨時接続送電サービス料金は，基本料金および電力量料金の合計といたします。ただし，電力量料金は，別表5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，

変更前（令和6年10月1日実施）	変更後（令和7年4月1日実施）
別表5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。	別表5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。
(a)　基本料金 基本料金は，1月につき19（接続送電サービス）(3)イ(ロ)c(a)iiにおいて適用される該当基本料金率の10パーセントを割増ししたものを適用いたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。	(a)　基本料金 基本料金は，1月につき19（接続送電サービス）(3)イ(ロ)c(a)iiにおいて適用される該当基本料金率の10パーセントを割増ししたものを適用いたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。
(b)　電力量料金 電力量料金は，その1月の接続供給電力量によって算定いたします。	(b)　電力量料金 電力量料金は，その1月の接続供給電力量によって算定いたします。
1キロワット時につき　8円69銭	1キロワット時につき　8円69銭
(ハ)　動力臨時定額接続送電サービス	(ハ)　動力臨時定額接続送電サービス
a　適用範囲 契約者が動力を使用する需要者に供給する場合で，臨時接続送電サービス契約電力が5キロワット以下であるときに適用いたします。	a　適用範囲 契約者が動力を使用する需要者に供給する場合で，臨時接続送電サービス契約電力が5キロワット以下であるときに適用いたします。
b　供給電気方式および供給電圧 供給電気方式および供給電圧は，交流3相3線式標準電圧200ボルトといたします。ただし，技術上やむをえない場合には，交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとすることがあります。	b　供給電気方式および供給電圧 供給電気方式および供給電圧は，交流3相3線式標準電圧200ボルトといたします。ただし，技術上やむをえない場合には，交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとすることがあります。
c　臨時接続送電サービス料金 臨時接続送電サービス料金は，次のとおりといたします。ただし，臨時接続送電サービス契約電力が0.5キロワットの場合の臨時接続送電サービス料金は，臨時接続送電サービス契約電力が1キロワットの場合の該当料金の半額といたします。また，別表5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。	c　臨時接続送電サービス料金 臨時接続送電サービス料金は，次のとおりといたします。ただし，臨時接続送電サービス契約電力が0.5キロワットの場合の臨時接続送電サービス料金は，臨時接続送電サービス契約電力が1キロワットの場合の該当料金の半額といたします。また，別表5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。
臨時接続送電サービス契約電力1キロワット1日につき　80円19銭	臨時接続送電サービス契約電力1キロワット1日につき　80円19銭
d　その他 当社が適当と認める場合には，動力臨時接続送電サービスを適用することがあります。	d　その他 当社が適当と認める場合には，動力臨時接続送電サービスを適用することがあります。
(ニ)　動力臨時接続送電サービス	(ニ)　動力臨時接続送電サービス
a　適用範囲 契約者が動力を使用する需要者に供給する場合で，臨時接続送電サービス契約電力が原則として5キロワットをこえ，50キロワット未満であるときに適用いたします。	a　適用範囲 契約者が動力を使用する需要者に供給する場合で，臨時接続送電サービス契約電力が原則として5キロワットをこえ，50キロワット未満であるときに適用いたします。

変更前（令和6年10月1日実施）	変更後（令和7年4月1日実施）
b　供給電気方式および供給電圧 供給電気方式および供給電圧は，交流3相3線式標準電圧200ボルトといたします。ただし，技術上やむをえない場合には，交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとすることがあります。	b　供給電気方式および供給電圧 供給電気方式および供給電圧は，交流3相3線式標準電圧200ボルトといたします。ただし，技術上やむをえない場合には，交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとすることがあります。
c　臨時接続送電サービス料金 臨時接続送電サービス料金は，基本料金および電力量料金の合計といたします。ただし，電力量料金は，別表5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。	c　臨時接続送電サービス料金 臨時接続送電サービス料金は，基本料金および電力量料金の合計といたします。ただし，電力量料金は，別表5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。
(a)　基本料金 基本料金は，1月につき19（接続送電サービス）(3)イ(ホ)c(a)iiにおいて適用される該当基本料金率の20パーセントを割増ししたものを適用いたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。	(a)　基本料金 基本料金は，1月につき19（接続送電サービス）(3)イ(ホ)c(a)iiにおいて適用される該当基本料金率の20パーセントを割増ししたものを適用いたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。
(b)　電力量料金 電力量料金は，その1月の接続供給電力量によって算定いたします。	(b)　電力量料金 電力量料金は，その1月の接続供給電力量によって算定いたします。

1キロワット時につき	5円07銭

1キロワット時につき	5円07銭

ロ　高圧で供給する場合 臨時接続送電サービスの種別は，高圧臨時接続送電サービスといたします。	ロ　高圧で供給する場合 臨時接続送電サービスの種別は，高圧臨時接続送電サービスといたします。
(イ)　適用範囲 臨時接続送電サービス契約電力（分割接続供給の場合は，1供給地点につき，1臨時接続送電サービスを適用したときの臨時接続送電サービス契約電力といたします。）が原則として50キロワット以上であり，かつ，2,000キロワット未満である場合に適用いたします。	(イ)　適用範囲 臨時接続送電サービス契約電力（分割接続供給の場合は，1供給地点につき，1臨時接続送電サービスを適用したときの臨時接続送電サービス契約電力といたします。）が原則として50キロワット以上であり，かつ，2,000キロワット未満である場合に適用いたします。
(ロ)　供給電気方式および供給電圧 供給電気方式および供給電圧は，交流3相3線式標準電圧6,000ボルトといたします。	(ロ)　供給電気方式および供給電圧 供給電気方式および供給電圧は，交流3相3線式標準電圧6,000ボルトといたします。
(ハ)　臨時接続送電サービス料金 臨時接続送電サービス料金は，基本料金および電力量料金の合計といたします。ただし，基本料金は，ニによって力率割引または割増しをする場合は，力率割引または割増しをしたものといたします。また，電力量料金は，別表5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。	(ハ)　臨時接続送電サービス料金 臨時接続送電サービス料金は，基本料金および電力量料金の合計といたします。ただし，基本料金は，ニによって力率割引または割増しをする場合は，力率割引または割増しをしたものといたします。また，電力量料金は，別表5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

変更前（令和６年10月１日実施）	変更後（令和７年４月１日実施）
a　基本料金 基本料金は，１月につき19（接続送電サービス）(3)ロ(イ)ｃ(a)において適用される該当基本料金率の20パーセントを割増ししたものを適用いたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。また，当社が分割接続供給を行なう供給地点において，33（料金の算定）(13)にもとづき料金の調整を行なうために算定する，１供給地点につき，１臨時接続送電サービスを適用した場合の臨時接続送電サービスの基本料金は，双方の契約者に係る臨時接続送電サービスにおいて，まったく電気を使用しないときに限り，半額といたします。	a　基本料金 基本料金は，１月につき19（接続送電サービス）(3)ロ(イ)ｃ(a)において適用される該当基本料金率の20パーセントを割増ししたものを適用いたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。また，当社が分割接続供給を行なう供給地点において，33（料金の算定）(13)にもとづき料金の調整を行なうために算定する，１供給地点につき，１臨時接続送電サービスを適用した場合の臨時接続送電サービスの基本料金は，双方の契約者に係る臨時接続送電サービスにおいて，まったく電気を使用しないときに限り，半額といたします。
b　電力量料金 電力量料金は，その１月の接続供給電力量によって算定いたします。	b　電力量料金 電力量料金は，その１月の接続供給電力量によって算定いたします。
１キロワット時につき　2円60銭	１キロワット時につき　2円60銭
ハ　特別高圧で供給する場合 臨時接続送電サービスの種別は，特別高圧臨時接続送電サービスといたします。	ハ　特別高圧で供給する場合 臨時接続送電サービスの種別は，特別高圧臨時接続送電サービスといたします。
(イ)　適用範囲 臨時接続送電サービス契約電力（分割接続供給の場合は，１供給地点につき，１臨時接続送電サービスを適用したときの臨時接続送電サービス契約電力といたします。）が原則として2,000キロワット以上である場合に適用いたします。	(イ)　適用範囲 臨時接続送電サービス契約電力（分割接続供給の場合は，１供給地点につき，１臨時接続送電サービスを適用したときの臨時接続送電サービス契約電力といたします。）が原則として2,000キロワット以上である場合に適用いたします。
(ロ)　供給電気方式および供給電圧 供給電気方式は，交流３相３線式とし，供給電圧は，臨時接続送電サービス契約電力（分割接続供給の場合は，１供給地点につき，１臨時接続送電サービスを適用したときの臨時接続送電サービス契約電力といたします。）に応じて次のとおりといたします。	(ロ)　供給電気方式および供給電圧 供給電気方式は，交流３相３線式とし，供給電圧は，臨時接続送電サービス契約電力（分割接続供給の場合は，１供給地点につき，１臨時接続送電サービスを適用したときの臨時接続送電サービス契約電力といたします。）に応じて次のとおりといたします。
臨時接続送電サービス契約電力10,000キロワット未満　標準電圧30,000ボルト 臨時接続送電サービス契約電力10,000キロワット以上　標準電圧60,000ボルト	臨時接続送電サービス契約電力10,000キロワット未満　標準電圧30,000ボルト 臨時接続送電サービス契約電力10,000キロワット以上　標準電圧60,000ボルト
(ハ)　臨時接続送電サービス料金 臨時接続送電サービス料金は，基本料金および電力量料金の合計といたします。ただし，基本料金は，ニによって力率割引または割増しをする場合は，力率割引または割増しをしたものといたします。また，電力量料金は，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表５（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ヘによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表５（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ヘによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。 a　基本料金 基本料金は，１月につき19（接続送電サービス）(3)ハ(イ)ｃ(a)において適用される該当基本料金率の20パーセントを割増ししたものを適用いたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。また，当社が分割接続供給を行なう供給地点において，33（料金の算定）(13)	(ハ)　臨時接続送電サービス料金 臨時接続送電サービス料金は，基本料金および電力量料金の合計といたします。ただし，基本料金は，ニによって力率割引または割増しをする場合は，力率割引または割増しをしたものといたします。また，電力量料金は，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表５（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ヘによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表５（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ヘによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。 a　基本料金 基本料金は，１月につき19（接続送電サービス）(3)ハ(イ)ｃ(a)において適用される該当基本料金率の20パーセントを割増ししたものを適用いたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。また，当社が分割接続供給を行なう供給地点において，33（料金の算定）(13)

変更前（令和6年10月1日実施）	変更後（令和7年4月1日実施）
にもとづき料金の調整を行なうために算定する，1供給地点につき，1臨時接続送電サービスを適用した場合の臨時接続送電サービスの基本料金は，双方の契約者に係る臨時接続送電サービスにおいて，まったく電気を使用しないときに限り，半額といたします。	にもとづき料金の調整を行なうために算定する，1供給地点につき，1臨時接続送電サービスを適用した場合の臨時接続送電サービスの基本料金は，双方の契約者に係る臨時接続送電サービスにおいて，まったく電気を使用しないときに限り，半額といたします。
b　電力量料金 電力量料金は，その1月の接続供給電力量によって算定いたします。	b　電力量料金 電力量料金は，その1月の接続供給電力量によって算定いたします。
1キロワット時につき　1円11銭	1キロワット時につき　1円11銭
ニ　力率割引および割増し 高圧または特別高圧で供給する場合の力率割引および割増しは，19（接続送電サービス）(3)ニに準じて適用いたします。	ニ　力率割引および割増し 高圧または特別高圧で供給する場合の力率割引および割増しは，19（接続送電サービス）(3)ニに準じて適用いたします。
ホ　そ の 他 臨時接続送電サービス料金の計算における合計金額の単位は，1円とし，その端数は，切り捨てます。	ホ　そ の 他 臨時接続送電サービス料金の計算における合計金額の単位は，1円とし，その端数は，切り捨てます。
(4)　そ　の　他	(4)　そ　の　他
イ　当社は，原則として供給設備を常置いたしません。	イ　当社は，原則として供給設備を常置いたしません。
ロ　契約使用期間満了後さらに継続して臨時接続送電サービスを利用することを希望される場合で，契約使用期間満了の日の翌日から新たに定める契約使用期間満了の日までが1年未満となるときは，臨時接続送電サービスを適用いたします。	ロ　契約使用期間満了後さらに継続して臨時接続送電サービスを利用することを希望される場合で，契約使用期間満了の日の翌日から新たに定める契約使用期間満了の日までが1年未満となるときは，臨時接続送電サービスを適用いたします。
ハ　その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，19（接続送電サービス）に準ずるものといたします。ただし，19（接続送電サービス）(4)は，適用いたしません。	ハ　その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，19（接続送電サービス）に準ずるものといたします。ただし，19（接続送電サービス）(4)は，適用いたしません。
21　予備送電サービス	**21　予備送電サービス**
(1)　適 用 範 囲 高圧または特別高圧で受電または供給する場合で，19（接続送電サービス）を利用される契約者または発電契約者が受電地点および供給地点ごとに予備電線路の利用を希望される次の場合に適用いたします。	(1)　適 用 範 囲 高圧または特別高圧で受電または供給する場合で，19（接続送電サービス）を利用される契約者または発電契約者が受電地点および供給地点ごとに予備電線路の利用を希望される次の場合に適用いたします。
イ　予備送電サービスＡ 常時利用変電所から常時利用と同位の電圧で利用する場合	イ　予備送電サービスＡ 常時利用変電所から常時利用と同位の電圧で利用する場合
ロ　予備送電サービスＢ 常時利用変電所以外の変電所を利用する場合または常時利用変電所から常時利用と異なった電圧（高圧および特別高圧に限ります。）で利用する場合	ロ　予備送電サービスＢ 常時利用変電所以外の変電所を利用する場合または常時利用変電所から常時利用と異なった電圧（高圧および特別高圧に限ります。）で利用する場合
(2)　予備送電サービス契約電力 予備送電サービス契約電力は，受電地点については当該受電地点における契約受電電力の値，供給地点については当該供給地点における接続送電サービス契約電力の値とし，受電地点および供給地点ごとに定めます。ただし，契約者または発電契約者に特別の事情がある場合で，契約者または発電契約者が契約受電電力または接続送電サービス契約電力の値と異なる予備送電サービス契約電力を希望されるときの予備送電サービス契約電力は，発電場所における発電設備等の出力および負荷の実情ならびに需要場所における1年間を通じての最大の負荷等負荷の実情に応じて，契約者または発電契約者と当社との協議により，受電地点および供給地点ごとに定めます。この場合の予備送電サービス契約電力は，原則として50キロワットを下回らないものといたし	(2)　予備送電サービス契約電力 予備送電サービス契約電力は，受電地点については当該受電地点における契約受電電力の値，供給地点については当該供給地点における接続送電サービス契約電力の値とし，受電地点および供給地点ごとに定めます。ただし，契約者または発電契約者に特別の事情がある場合で，契約者または発電契約者が契約受電電力または接続送電サービス契約電力の値と異なる予備送電サービス契約電力を希望されるときの予備送電サービス契約電力は，発電場所における発電設備等の出力および負荷の実情ならびに需要場所における1年間を通じての最大の負荷等負荷の実情に応じて，契約者または発電契約者と当社との協議により，受電地点および供給地点ごとに定めます。この場合の予備送電サービス契約電力は，原則として50キロワットを下回らないものといたし

<table>
<tr><th>変更前（令和6年10月1日実施）</th><th>変更後（令和7年4月1日実施）</th></tr>
<tr><td>
ます。
(3)　予備送電サービス料金
予備送電サービス料金は，供給地点ごとに，予備送電サービスの利用の有無にかかわらず，1 月につき次のとおりといたします。
なお，供給地点における予備送電サービスによって使用した電気の電力量は，接続送電サービスによって使用した電気の電力量とみなします。
また，特別高圧で常時利用される供給地点で，高圧で予備送電サービスを利用される場合には，予備送電サービスの供給電圧は，常時利用される電圧と同位の電圧とみなします。この場合，予備送電サービス契約電力および予備送電サービスによって使用した電気の電力量は，予備送電サービス料金および接続送電サービス料金の算定上，常時利用される電圧と同位の電圧にするために修正したものといたします。
イ　予備送電サービスＡ
<table>
<tr><td rowspan="2">予備送電サービス契約電力
1キロワットにつき</td><td>高圧で供給する場合</td><td>96円80銭</td></tr>
<tr><td>特別高圧で供給する場合</td><td>106円70銭</td></tr>
</table>
ロ　予備送電サービスＢ
<table>
<tr><td rowspan="2">予備送電サービス契約電力
1キロワットにつき</td><td>高圧で供給する場合</td><td>113円30銭</td></tr>
<tr><td>特別高圧で供給する場合</td><td>134円20銭</td></tr>
</table>
(4)　力率割引および割増し
力率割引および割増しはいたしません。ただし，19（接続送電サービス）(3)ニの力率割引および割増しの適用上，供給地点における予備送電サービスによって使用した電気の電力量は，原則として接続送電サービスによって使用した電気の電力量とみなします。
(5)　そ　の　他
イ　予備送電サービス料金の計算における合計金額の単位は，1円とし，その端数は，切り捨てます。
ロ　受電地点の予備送電サービスは，他の発電量調整供給契約等と共用することができます。
ハ　当社が分割接続供給を行なう供給地点において，予備電線路の利用を希望される場合は，原則として，それぞれの契約者が適用している接続送電サービスごとに予備送電サービスを適用するものとし，それぞれの契約者に係る予備送電サービスの取扱いは，(1)，(2)，(3)，(4)，(5)イおよび(5)ロに準ずるものといたします。また，この場合は，33（料金の算定）⑭にもとづき料金の調整を行なうために，1供給地点につき，1 予備送電サービスを適用したときの予備送電サービス料金をあわせて算定するものとし，当該予備送電サービスの取扱いは，(1)，(2)，(3)，(4)，(5)イおよび(5)ロに準ずるものといたします。

22　系統連系受電サービス
(1)　適 用 範 囲
小売電気事業，当社以外の一般送配電事業，特定送配電事業または自己等への電気の供給の用に供するために当社が受電する電気に適用いたします。ただし，当社との特定契約に係る電気には適用いたしません。
(2)　系統連系受電課金対象電力
</td><td>
ます。
(3)　予備送電サービス料金
予備送電サービス料金は，供給地点ごとに，予備送電サービスの利用の有無にかかわらず，1 月につき次のとおりといたします。
なお，供給地点における予備送電サービスによって使用した電気の電力量は，接続送電サービスによって使用した電気の電力量とみなします。
また，特別高圧で常時利用される供給地点で，高圧で予備送電サービスを利用される場合には，予備送電サービスの供給電圧は，常時利用される電圧と同位の電圧とみなします。この場合，予備送電サービス契約電力および予備送電サービスによって使用した電気の電力量は，予備送電サービス料金および接続送電サービス料金の算定上，常時利用される電圧と同位の電圧にするために修正したものといたします。
イ　予備送電サービスＡ
<table>
<tr><td rowspan="2">予備送電サービス契約電力
1キロワットにつき</td><td>高圧で供給する場合</td><td>96円80銭</td></tr>
<tr><td>特別高圧で供給する場合</td><td>106円70銭</td></tr>
</table>
ロ　予備送電サービスＢ
<table>
<tr><td rowspan="2">予備送電サービス契約電力
1キロワットにつき</td><td>高圧で供給する場合</td><td>113円30銭</td></tr>
<tr><td>特別高圧で供給する場合</td><td>134円20銭</td></tr>
</table>
(4)　力率割引および割増し
力率割引および割増しはいたしません。ただし，19（接続送電サービス）(3)ニの力率割引および割増しの適用上，供給地点における予備送電サービスによって使用した電気の電力量は，原則として接続送電サービスによって使用した電気の電力量とみなします。
(5)　そ　の　他
イ　予備送電サービス料金の計算における合計金額の単位は，1円とし，その端数は，切り捨てます。
ロ　受電地点の予備送電サービスは，他の発電量調整供給契約等と共用することができます。
ハ　当社が分割接続供給を行なう供給地点において，予備電線路の利用を希望される場合は，原則として，それぞれの契約者が適用している接続送電サービスごとに予備送電サービスを適用するものとし，それぞれの契約者に係る予備送電サービスの取扱いは，(1)，(2)，(3)，(4)，(5)イおよび(5)ロに準ずるものといたします。また，この場合は，33（料金の算定）⑭にもとづき料金の調整を行なうために，1供給地点につき，1 予備送電サービスを適用したときの予備送電サービス料金をあわせて算定するものとし，当該予備送電サービスの取扱いは，(1)，(2)，(3)，(4)，(5)イおよび(5)ロに準ずるものといたします。

22　系統連系受電サービス
(1)　適 用 範 囲
小売電気事業，当社以外の一般送配電事業，特定送配電事業または自己等への電気の供給の用に供するために当社が受電する電気に適用いたします。ただし，当社との特定契約に係る電気には適用いたしません。
(2)　系統連系受電課金対象電力
</td></tr>
</table>

変更前（令和６年 10 月１日実施）	変更後（令和７年４月１日実施）
各月の系統連系受電課金対象電力は，次によって受電地点ごとに，発電バランシンググループごとに定めます。	各月の系統連系受電課金対象電力は，次によって受電地点ごとに，発電バランシンググループごとに定めます。
イ　発電場所が１発電バランシンググループに属している場合	イ　発電場所が１発電バランシンググループに属している場合
(イ)　発電設備等に係る供給地点において電灯定額接続送電サービスが適用されている場合 系統連系受電課金対象電力は，同時最大受電電力といたします。	(イ)　発電設備等に係る供給地点において電灯定額接続送電サービスが適用されている場合 系統連系受電課金対象電力は，同時最大受電電力といたします。
(ロ)　(イ)以外の場合 系統連系受電課金対象電力は，同時最大受電電力から発電設備等に係る供給地点におけるその１月の接続送電サービス契約電力（発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は，1 接続送電サービスを適用したときのその１月の接続送電サービス契約電力といたします。）を差し引いた値といたします。ただし，差し引いた値が零を下回る場合の系統連系受電課金対象電力は，零といたします。	(ロ)　(イ)以外の場合 系統連系受電課金対象電力は，同時最大受電電力から発電設備等に係る供給地点におけるその１月の接続送電サービス契約電力（発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は，1 接続送電サービスを適用したときのその１月の接続送電サービス契約電力といたします。）を差し引いた値といたします。ただし，差し引いた値が零を下回る場合の系統連系受電課金対象電力は，零といたします。
ロ　発電場所が複数の発電バランシンググループに属している場合	ロ　発電場所が複数の発電バランシンググループに属している場合
(イ)　発電設備等に係る供給地点において電灯定額接続送電サービスが適用されている場合 発電バランシンググループごとの系統連系受電課金対象電力は，同時最大受電電力を契約受電電力の比であん分してえた値といたします。	(イ)　発電設備等に係る供給地点において電灯定額接続送電サービスが適用されている場合 発電バランシンググループごとの系統連系受電課金対象電力は，同時最大受電電力を契約受電電力の比であん分してえた値といたします。
(ロ)　(イ)以外の場合 発電バランシンググループごとの系統連系受電課金対象電力は，同時最大受電電力を契約受電電力の比であん分してえた値から，発電設備等に係る供給地点のその１月の接続送電サービス契約電力（発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は，1 接続送電サービスを適用したときのその１月の接続送電サービス契約電力といたします。）を契約受電電力の比であん分してえた値を差し引いた値といたします。ただし，差し引いた値が零を下回る場合の系統連系受電課金対象電力は，零といたします。	(ロ)　(イ)以外の場合 発電バランシンググループごとの系統連系受電課金対象電力は，同時最大受電電力を契約受電電力の比であん分してえた値から，発電設備等に係る供給地点のその１月の接続送電サービス契約電力（発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は，1 接続送電サービスを適用したときのその１月の接続送電サービス契約電力といたします。）を契約受電電力の比であん分してえた値を差し引いた値といたします。ただし，差し引いた値が零を下回る場合の系統連系受電課金対象電力は，零といたします。
ハ　イおよびロにおいて，系統連系受電課金対象電力の算定上，次のものについても接続送電サービス契約電力１キロワットとみなします。	ハ　イおよびロにおいて，系統連系受電課金対象電力の算定上，次のものについても接続送電サービス契約電力１キロワットとみなします。
(イ)　臨時接続送電サービス契約電力（発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は，1 臨時接続送電サービスを適用したときの臨時接続送電サービス契約電力といたします。）１キロワット	(イ)　臨時接続送電サービス契約電力（発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は，1 臨時接続送電サービスを適用したときの臨時接続送電サービス契約電力といたします。）１キロワット
(ロ)　接続送電サービス契約電流または臨時接続送電サービス契約電流 10 アンペア ただし，接続送電サービス契約電流が５アンペアの場合は，0.5 キロワットとみなし，15 アンペアの場合は，1.5 キロワットとみなします。	(ロ)　接続送電サービス契約電流または臨時接続送電サービス契約電流 10 アンペア ただし，接続送電サービス契約電流が５アンペアの場合は，0.5 キロワットとみなし，15 アンペアの場合は，1.5 キロワットとみなします。
(ハ)　接続送電サービス契約容量または臨時接続送電サービス契約容量１キロボルトアンペア	(ハ)　接続送電サービス契約容量または臨時接続送電サービス契約容量１キロボルトアンペア
(ニ)　電灯臨時定額接続送電サービスにおける契約負荷設備の総容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，各契約負荷設備ごとに別表 4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）１キロボルトアンペア ただし，電灯臨時定額接続送電サービスにおける契約負荷設備の総容量の端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。	(ニ)　電灯臨時定額接続送電サービスにおける契約負荷設備の総容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，各契約負荷設備ごとに別表 4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）１キロボルトアンペア ただし，電灯臨時定額接続送電サービスにおける契約負荷設備の総容量の端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。
(ホ)　附則 3（揚水発電設備等が設置された需要場所に接続供給を行なう場合の特別措置）の適用を受けている場合の接続供給課金対象電力（揚水発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場	(ホ)　附則 3（揚水発電設備等が設置された需要場所に接続供給を行なう場合の特別措置）の適用を受けている場合の接続供給課金対象電力（揚水発電設備または蓄電池〔以下「揚水発電設備等」といいます。〕に係

変更前（令和６年10月１日実施）	変更後（令和７年４月１日実施）
合は，１接続送電サービスまたは１臨時接続送電サービスを適用したときの接続供給課金対象電力といたします。）１キロワット	る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は，１接続送電サービスまたは１臨時接続送電サービスを適用したときの接続供給課金対象電力といたします。）１キロワット
(3)　系統連系受電サービス料金 系統連系受電サービス料金は，受電地点ごとに，発電バランシンググループごとに算定された基本料金および電力量料金の合計から系統設備効率化割引額を差し引いたものといたします。	(3)　系統連系受電サービス料金 系統連系受電サービス料金は，受電地点ごとに，発電バランシンググループごとに算定された基本料金および電力量料金の合計から系統設備効率化割引額を差し引いたものといたします。
イ　基本料金 基本料金は，１月につき次のとおりといたします。ただし，まったく発電または放電しない場合（他の発電量調整供給契約等と同一計量する場合等は，その１月のすべての発電量調整供給等に係る発電量調整受電電力量等が零であるときに限ります。）の基本料金は，半額といたします。	イ　基本料金 基本料金は，１月につき次のとおりといたします。ただし，まったく発電または放電しない場合（他の発電量調整供給契約等と同一計量する場合等は，その１月のすべての発電量調整供給等に係る発電量調整受電電力量等が零であるときに限ります。）の基本料金は，半額といたします。
系統連系受電課金対象電力１キロワットにつき　110円00銭	系統連系受電課金対象電力１キロワットにつき　110円00銭
ロ　電力量料金 電力量料金は，その１月の発電量調整受電電力量によって算定いたします。	ロ　電力量料金 電力量料金は，その１月の発電量調整受電電力量によって算定いたします。
１キロワット時につき　0円35銭	１キロワット時につき　0円35銭
ハ　系統設備効率化割引 系統設備効率化割引は，基幹系統設備効率化および送電ロス削減割引（以下「系統設備効率化割引Ａ」といいます。）および特別高圧系統設備効率化割引（以下「系統設備効率化割引Ｂ」といいます。）とし，受電地点ごとに，発電バランシンググループごとに，次により算定いたします。	ハ　系統設備効率化割引 系統設備効率化割引は，基幹系統設備効率化および送電ロス削減割引（以下「系統設備効率化割引Ａ」といいます。）および特別高圧系統設備効率化割引（以下「系統設備効率化割引Ｂ」といいます。）とし，受電地点ごとに，発電バランシンググループごとに，次により算定いたします。
(ｲ)　適　　用 a　系統設備効率化割引Ａ 受電地点について当社が選定した変電所等（以下「連系変電所等」といいます。）が割引対象変電所等（別表２〔系統設備効率化割引の対象変電所等〕(1)に定める割引区分Ａ－1，Ａ－2またはＡ－3に該当する変電所等といたします。）の場合に適用いたします。 なお，連系変電所等は，あらかじめ発電者にお知らせいたします。 b　系統設備効率化割引Ｂ 低圧または高圧で受電する場合で，連系変電所等が割引対象変電所等（別表２〔系統設備効率化割引の対象変電所等〕(1)に定める割引区分Ｂ－1またはＢ－2に該当する変電所等といたします。）のときに適用いたします。 なお，連系変電所等は，あらかじめ発電者にお知らせいたします。	(ｲ)　適　　用 a　系統設備効率化割引Ａ 受電地点について当社が選定した変電所等（以下「連系変電所等」といいます。）が割引対象変電所等（別表２〔系統設備効率化割引の対象変電所等〕(1)に定める割引区分Ａ－1，Ａ－2またはＡ－3に該当する変電所等といたします。）の場合に適用いたします。 なお，連系変電所等は，あらかじめ発電者にお知らせいたします。 b　系統設備効率化割引Ｂ 低圧または高圧で受電する場合で，連系変電所等が割引対象変電所等（別表２〔系統設備効率化割引の対象変電所等〕(1)に定める割引区分Ｂ－1またはＢ－2に該当する変電所等といたします。）のときに適用いたします。 なお，連系変電所等は，あらかじめ発電者にお知らせいたします。
(ﾛ)　系統設備効率化割引単価 系統設備効率化割引単価は，ａの系統設備効率化割引Ａ単価およびｂの系統設備効率化割引Ｂ単価を合計した値といたします。 a　系統設備効率化割引Ａ単価 系統設備効率化割引Ａに係る単価とし，１月につき次のとおりといたします。 （a）　受電電圧が標準電圧100,000ボルトをこえる場合	(ﾛ)　系統設備効率化割引単価 系統設備効率化割引単価は，ａの系統設備効率化割引Ａ単価およびｂの系統設備効率化割引Ｂ単価を合計した値といたします。 a　系統設備効率化割引Ａ単価 系統設備効率化割引Ａに係る単価とし，１月につき次のとおりといたします。 （a）　受電電圧が標準電圧100,000ボルトをこえる場合

<table>
<tr><th>変更前（令和６年 10 月１日実施）</th><th>変更後（令和７年４月１日実施）</th></tr>
<tr><td>

	連系変電所等	単　　価
系統連系受電課金対象電力 1 キロワットにつき	別表２（系統設備効率化割引の対象変電所等）(1)の割引区分Ａ－1 の場合	59 円 40 銭
	別表２（系統設備効率化割引の対象変電所等）(1)の割引区分Ａ－2 の場合	9 円 90 銭
	別表２（系統設備効率化割引の対象変電所等）(1)の割引区分Ａ－3 の場合	4 円 95 銭

(b)　(a)以外の場合

	連系変電所等	単　　価
系統連系受電課金対象電力 1 キロワットにつき	別表２（系統設備効率化割引の対象変電所等）(1)の割引区分Ａ－1 の場合	59 円 40 銭
	別表２（系統設備効率化割引の対象変電所等）(1)の割引区分Ａ－2 の場合	19 円 80 銭
	別表２（系統設備効率化割引の対象変電所等）(1)の割引区分Ａ－3 の場合	9 円 90 銭

b　系統設備効率化割引Ｂ単価

系統設備効率化割引Ｂに係る単価とし，１月につき次のとおりといたします。

	連系変電所等	単　　価
系統連系受電課金対象電力 1 キロワットにつき	別表２（系統設備効率化割引の対象変電所等）(1)の割引区分Ｂ－1 の場合	42 円 90 銭
	別表２（系統設備効率化割引の対象変電所等）(1)の割引区分Ｂ－2 の場合	13 円 20 銭

(ハ)　系統設備効率化割引額

系統設備効率化割引額は，(2)の系統連系受電課金対象電力に(ロ)の系統設備効率化割引単価を乗じてえた金額といたします。ただし，まったく発電または放電しない場合（他の発電量調整供給契約等と同一計量する場合等は，その１月のすべての発電量調整供給等に係る発電量調整受電電力量等が零であるときに限ります。）の系統設備効率化割引額は，半額といたします。

ニ　そ の 他

系統連系受電サービス料金の計算における合計金額の単位は，１円とし，その端数は，切り捨てます。

23　発電量調整受電計画差対応電力

(1)　適　　用

発電バランシンググループにおいて，39（給電指令の実施等）(5)または(6)により補給される電気を使用されていないときに適用いたします。

</td><td>

	連系変電所等	単　　価
系統連系受電課金対象電力 1 キロワットにつき	別表２（系統設備効率化割引の対象変電所等）(1)の割引区分Ａ－1 の場合	59 円 40 銭
	別表２（系統設備効率化割引の対象変電所等）(1)の割引区分Ａ－2 の場合	9 円 90 銭
	別表２（系統設備効率化割引の対象変電所等）(1)の割引区分Ａ－3 の場合	4 円 95 銭

(b)　(a)以外の場合

	連系変電所等	単　　価
系統連系受電課金対象電力 1 キロワットにつき	別表２（系統設備効率化割引の対象変電所等）(1)の割引区分Ａ－1 の場合	59 円 40 銭
	別表２（系統設備効率化割引の対象変電所等）(1)の割引区分Ａ－2 の場合	19 円 80 銭
	別表２（系統設備効率化割引の対象変電所等）(1)の割引区分Ａ－3 の場合	9 円 90 銭

b　系統設備効率化割引Ｂ単価

系統設備効率化割引Ｂに係る単価とし，１月につき次のとおりといたします。

	連系変電所等	単　　価
系統連系受電課金対象電力 1 キロワットにつき	別表２（系統設備効率化割引の対象変電所等）(1)の割引区分Ｂ－1 の場合	42 円 90 銭
	別表２（系統設備効率化割引の対象変電所等）(1)の割引区分Ｂ－2 の場合	13 円 20 銭

(ハ)　系統設備効率化割引額

系統設備効率化割引額は，(2)の系統連系受電課金対象電力に(ロ)の系統設備効率化割引単価を乗じてえた金額といたします。ただし，まったく発電または放電しない場合（他の発電量調整供給契約等と同一計量する場合等は，その１月のすべての発電量調整供給等に係る発電量調整受電電力量等が零であるときに限ります。）の系統設備効率化割引額は，半額といたします。

ニ　そ の 他

系統連系受電サービス料金の計算における合計金額の単位は，１円とし，その端数は，切り捨てます。

23　発電量調整受電計画差対応電力

(1)　適　　用

発電バランシンググループにおいて，39（給電指令の実施等）(5)または(6)により補給される電気を使用されていないときに適用いたします。

</td></tr>
</table>

変更前（令和6年10月1日実施）	変更後（令和7年4月1日実施）
(2)　発電量調整受電計画差対応電力 イ　発電量調整受電計画差対応補給電力 (イ)　適用範囲 30分ごとの発電量調整受電電力量が，その30分の発電量調整受電計画電力量を下回る場合に生じた不足電力の補給にあてるための電気に適用いたします。 (ロ)　発電量調整受電計画差対応補給電力料金 発電量調整受電計画差対応補給電力料金は，30分ごとの発電量調整受電計画差対応補給電力量に(ハ)の発電量調整受電計画差対応補給電力料金単価を適用してえられる金額のその1月の合計といたします。 (ハ)　発電量調整受電計画差対応補給電力料金単価 発電量調整受電計画差対応補給電力料金単価は，一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則（以下「託送供給等約款料金算定規則」といいます。）第27条にもとづきインバランス料金として算定される金額に消費税等相当額（消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。）を加えた金額とし，当社が30分ごとに設定するものといたします。 ロ　発電量調整受電計画差対応余剰電力 (イ)　適用範囲 30分ごとの発電量調整受電電力量が，その30分の発電量調整受電計画電力量を上回る場合の送電超過分電力について，当社が購入する電気に適用いたします。 (ロ)　発電量調整受電計画差対応余剰電力料金 発電量調整受電計画差対応余剰電力料金は，30分ごとの発電量調整受電計画差対応余剰電力量に(ハ)の発電量調整受電計画差対応余剰電力料金単価を適用してえられる金額のその1月の合計といたします。 (ハ)　発電量調整受電計画差対応余剰電力料金単価 発電量調整受電計画差対応余剰電力料金単価は，託送供給等約款料金算定規則第27条にもとづきインバランス料金として算定される金額に消費税等相当額を加えた金額とし，当社が30分ごとに設定するものといたします。	(2)　発電量調整受電計画差対応電力 イ　発電量調整受電計画差対応補給電力 (イ)　適用範囲 30分ごとの発電量調整受電電力量が，その30分の発電量調整受電計画電力量を下回る場合に生じた不足電力の補給にあてるための電気に適用いたします。 (ロ)　発電量調整受電計画差対応補給電力料金 発電量調整受電計画差対応補給電力料金は，30分ごとの発電量調整受電計画差対応補給電力量に(ハ)の発電量調整受電計画差対応補給電力料金単価を適用してえられる金額のその1月の合計といたします。 (ハ)　発電量調整受電計画差対応補給電力料金単価 発電量調整受電計画差対応補給電力料金単価は，一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則（以下「託送供給等約款料金算定規則」といいます。）第27条にもとづきインバランス料金として算定される金額に消費税等相当額（消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。）を加えた金額とし，当社が30分ごとに設定するものといたします。 ロ　発電量調整受電計画差対応余剰電力 (イ)　適用範囲 30分ごとの発電量調整受電電力量が，その30分の発電量調整受電計画電力量を上回る場合の送電超過分電力について，当社が購入する電気に適用いたします。 (ロ)　発電量調整受電計画差対応余剰電力料金 発電量調整受電計画差対応余剰電力料金は，30分ごとの発電量調整受電計画差対応余剰電力量に(ハ)の発電量調整受電計画差対応余剰電力料金単価を適用してえられる金額のその1月の合計といたします。 (ハ)　発電量調整受電計画差対応余剰電力料金単価 発電量調整受電計画差対応余剰電力料金単価は，託送供給等約款料金算定規則第27条にもとづきインバランス料金として算定される金額に消費税等相当額を加えた金額とし，当社が30分ごとに設定するものといたします。
24　接続対象計画差対応電力 (1)　適　　用 39（給電指令の実施等）(4)により補給される電気を使用されていないときに適用いたします。 (2)　接続対象計画差対応電力 イ　接続対象計画差対応補給電力 (イ)　適用範囲 30分ごとの接続対象電力量が，その30分の接続対象計画電力量を上回る場合に生じた不足電力の補給にあてるための電気に適用いたします。 (ロ)　接続対象計画差対応補給電力料金 接続対象計画差対応補給電力料金は，30分ごとの接続対象計画差対応補給電力量に(ハ)の接続対象計画差対応補給電力料金単価を適用してえられる金額のその1月の合計といたします。 (ハ)　接続対象計画差対応補給電力料金単価	**24　接続対象計画差対応電力** (1)　適　　用 39（給電指令の実施等）(4)により補給される電気を使用されていないときに適用いたします。 (2)　接続対象計画差対応電力 イ　接続対象計画差対応補給電力 (イ)　適用範囲 30分ごとの接続対象電力量が，その30分の接続対象計画電力量を上回る場合に生じた不足電力の補給にあてるための電気に適用いたします。 (ロ)　接続対象計画差対応補給電力料金 接続対象計画差対応補給電力料金は，30分ごとの接続対象計画差対応補給電力量に(ハ)の接続対象計画差対応補給電力料金単価を適用してえられる金額のその1月の合計といたします。 (ハ)　接続対象計画差対応補給電力料金単価

変更前（令和6年10月1日実施）	変更後（令和7年4月1日実施）
接続対象計画差対応補給電力料金単価は，託送供給等約款料金算定規則第27条にもとづきインバランス料金として算定される金額に消費税等相当額を加えた金額とし，当社が30分ごとに設定するものといたします。 ロ　接続対象計画差対応余剰電力 (イ)　適用範囲 30分ごとの接続対象電力量が，その30分の接続対象計画電力量を下回る場合の送電超過分電力について，当社が購入する電気に適用いたします。 (ロ)　接続対象計画差対応余剰電力料金 接続対象計画差対応余剰電力料金は，30分ごとの接続対象計画差対応余剰電力量に(ハ)の接続対象計画差対応余剰電力料金単価を適用してえられる金額のその1月の合計といたします。 (ハ)　接続対象計画差対応余剰電力料金単価 接続対象計画差対応余剰電力料金単価は，託送供給等約款料金算定規則第27条にもとづきインバランス料金として算定される金額に消費税等相当額を加えた金額とし，当社が30分ごとに設定するものといたします。	接続対象計画差対応補給電力料金単価は，託送供給等約款料金算定規則第27条にもとづきインバランス料金として算定される金額に消費税等相当額を加えた金額とし，当社が30分ごとに設定するものといたします。 ロ　接続対象計画差対応余剰電力 (イ)　適用範囲 30分ごとの接続対象電力量が，その30分の接続対象計画電力量を下回る場合の送電超過分電力について，当社が購入する電気に適用いたします。 (ロ)　接続対象計画差対応余剰電力料金 接続対象計画差対応余剰電力料金は，30分ごとの接続対象計画差対応余剰電力量に(ハ)の接続対象計画差対応余剰電力料金単価を適用してえられる金額のその1月の合計といたします。 (ハ)　接続対象計画差対応余剰電力料金単価 接続対象計画差対応余剰電力料金単価は，託送供給等約款料金算定規則第27条にもとづきインバランス料金として算定される金額に消費税等相当額を加えた金額とし，当社が30分ごとに設定するものといたします。
25　需要抑制量調整受電計画差対応電力 (1)　適　　用 需要抑制バランシンググループに適用いたします。 (2)　需要抑制量調整受電計画差対応電力 イ　需要抑制量調整受電計画差対応補給電力 (イ)　適用範囲 30分ごとの需要抑制量調整受電電力量が，その30分の需要抑制量調整受電計画電力量を下回る場合に生じた不足電力の補給にあてるための電気に適用いたします。 (ロ)　需要抑制量調整受電計画差対応補給電力料金 需要抑制量調整受電計画差対応補給電力料金は，30分ごとの需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量に(ハ)の需要抑制量調整受電計画差対応補給電力料金単価を適用してえられる金額のその1月の合計といたします。 (ハ)　需要抑制量調整受電計画差対応補給電力料金単価 需要抑制量調整受電計画差対応補給電力料金単価は，託送供給等約款料金算定規則第27条にもとづきインバランス料金として算定される金額に消費税等相当額を加えた金額とし，当社が30分ごとに設定するものといたします。 ロ　需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力 (イ)　適用範囲 30分ごとの需要抑制量調整受電電力量が，その30分の需要抑制量調整受電計画電力量を上回る場合の抑制超過分電力について，当社が購入する電気に適用いたします。 (ロ)　需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力料金 需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力料金は，30分ごとの需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量	**25　需要抑制量調整受電計画差対応電力** (1)　適　　用 需要抑制バランシンググループに適用いたします。 (2)　需要抑制量調整受電計画差対応電力 イ　需要抑制量調整受電計画差対応補給電力 (イ)　適用範囲 30分ごとの需要抑制量調整受電電力量が，その30分の需要抑制量調整受電計画電力量を下回る場合に生じた不足電力の補給にあてるための電気に適用いたします。 (ロ)　需要抑制量調整受電計画差対応補給電力料金 需要抑制量調整受電計画差対応補給電力料金は，30分ごとの需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量に(ハ)の需要抑制量調整受電計画差対応補給電力料金単価を適用してえられる金額のその1月の合計といたします。 (ハ)　需要抑制量調整受電計画差対応補給電力料金単価 需要抑制量調整受電計画差対応補給電力料金単価は，託送供給等約款料金算定規則第27条にもとづきインバランス料金として算定される金額に消費税等相当額を加えた金額とし，当社が30分ごとに設定するものといたします。 ロ　需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力 (イ)　適用範囲 30分ごとの需要抑制量調整受電電力量が，その30分の需要抑制量調整受電計画電力量を上回る場合の抑制超過分電力について，当社が購入する電気に適用いたします。 (ロ)　需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力料金 需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力料金は，30分ごとの需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量

変更前（令和6年10月1日実施）	変更後（令和7年4月1日実施）
に(ハ)の需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力料金単価を適用してえられる金額のその 1 月の合計といたします。	に(ハ)の需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力料金単価を適用してえられる金額のその 1 月の合計といたします。
(ハ)　需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力料金単価 需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力料金単価は，託送供給等約款料金算定規則第 27 条にもとづきインバランス料金として算定される金額に消費税等相当額を加えた金額とし，当社が 30 分ごとに設定するものといたします。	(ハ)　需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力料金単価 需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力料金単価は，託送供給等約款料金算定規則第 27 条にもとづきインバランス料金として算定される金額に消費税等相当額を加えた金額とし，当社が 30 分ごとに設定するものといたします。
26　給電指令時補給電力 (1)　契約者に係る給電指令時補給電力料金 イ　適 用 範 囲 39（給電指令の実施等）(4)により補給される電気を使用されているときに適用いたします。 ロ　給電指令時補給電力料金 給電指令時補給電力料金は，ハに定める 30 分ごとの給電指令時補給電力量にニの給電指令時補給電力料金単価を適用してえられる金額のその 1 月の合計といたします。 ハ　給電指令時補給電力量 給電指令時補給電力量は，給電指令等の間，31（電力および電力量の算定）(22)により 30 分ごとに算定された値といたします。 ニ　給電指令時補給電力料金単価 給電指令時補給電力料金単価は，託送供給等約款料金算定規則第 27 条にもとづきインバランス料金として算定される金額に消費税等相当額を加えた金額とし，当社が 30 分ごとに設定するものといたします。	**26　給電指令時補給電力** (1)　契約者に係る給電指令時補給電力料金 イ　適 用 範 囲 39（給電指令の実施等）(4)により補給される電気を使用されているときに適用いたします。 ロ　給電指令時補給電力料金 給電指令時補給電力料金は，ハに定める 30 分ごとの給電指令時補給電力量にニの給電指令時補給電力料金単価を適用してえられる金額のその 1 月の合計といたします。 ハ　給電指令時補給電力量 給電指令時補給電力量は，給電指令等の間，31（電力および電力量の算定）(22)により 30 分ごとに算定された値といたします。 ニ　給電指令時補給電力料金単価 給電指令時補給電力料金単価は，託送供給等約款料金算定規則第 27 条にもとづきインバランス料金として算定される金額に消費税等相当額を加えた金額とし，当社が 30 分ごとに設定するものといたします。
(2)　発電契約者に係る給電指令時補給電力料金 イ　適 用 範 囲 39（給電指令の実施等）(5)または(6)により補給される電気を使用されているときに，補給される電気を使用する発電バランシンググループに適用いたします。 ロ　給電指令時補給電力料金 給電指令時補給電力料金は，ハに定める 30 分ごとの給電指令時補給電力量にニの給電指令時補給電力料金単価を適用してえられる金額のその 1 月の合計といたします。 ハ　給電指令時補給電力量 給電指令時補給電力量は，給電指令等の間，31（電力および電力量の算定）(20)により 30 分ごとに算定された値といたします。 ニ　給電指令時補給電力料金単価 給電指令時補給電力料金単価は，託送供給等約款料金算定規則第 27 条にもとづきインバランス料金として算定される金額に消費税等相当額を加えた金額とし，当社が 30 分ごとに設定するものといたします。ただし，39（給電指令の実施等）(2)ホの場合で，当社の電力系統における電気の潮流が系統安定度等にもとづき算定される運用可能な容量を超過し，または超過するおそれがある場合に出力の抑制を実施することを前提として連系を行なった発電設備等（以下「ノンファーム電源」といいます。）に対して出力の抑制を実施したときは，39（給電指令の実施等）(5)により補給される電気を使用されているときの翌日取引を行なうための卸電	(2)　発電契約者に係る給電指令時補給電力料金 イ　適 用 範 囲 39（給電指令の実施等）(5)または(6)により補給される電気を使用されているときに，補給される電気を使用する発電バランシンググループに適用いたします。 ロ　給電指令時補給電力料金 給電指令時補給電力料金は，ハに定める 30 分ごとの給電指令時補給電力量にニの給電指令時補給電力料金単価を適用してえられる金額のその 1 月の合計といたします。 ハ　給電指令時補給電力量 給電指令時補給電力量は，給電指令等の間，31（電力および電力量の算定）(20)により 30 分ごとに算定された値といたします。 ニ　給電指令時補給電力料金単価 給電指令時補給電力料金単価は，託送供給等約款料金算定規則第 27 条にもとづきインバランス料金として算定される金額に消費税等相当額を加えた金額とし，当社が 30 分ごとに設定するものといたします。ただし，39（給電指令の実施等）(2)ホの場合で，当社の電力系統における電気の潮流が系統安定度等にもとづき算定される運用可能な容量を超過し，または超過するおそれがある場合に出力の抑制を実施することを前提として連系を行なった発電設備等（以下「ノンファーム電源」といいます。）に対して出力の抑制を実施したときは，39（給電指令の実施等）(5)により補給される電気を使用されているときの翌日取引を行なうための卸電

変更前（令和6年10月1日実施）	変更後（令和7年4月1日実施）
力取引市場における30分ごとの売買取引の価格（売買取引に係る電力の受渡しが連系設備の送電容量等による制限を受けるものとして当社の供給区域において売買取引を行なうものに限ります。）に消費税等相当額を加えた金額とし，当社が30分ごとに設定するものといたします。また，当社が指定する要件を有する発電設備等またはノンファーム電源以外の発電設備等（以下「ファーム電源」といいます。）であって別途当社と給電指令時補給電力料金に関する契約を締結する設備については，当該契約によるものといたします。	力取引市場における30分ごとの売買取引の価格（売買取引に係る電力の受渡しが連系設備の送電容量等による制限を受けるものとして当社の供給区域において売買取引を行なうものに限ります。）に消費税等相当額を加えた金額とし，当社が30分ごとに設定するものといたします。また，当社が指定する要件を有する発電設備等またはノンファーム電源以外の発電設備等（以下「ファーム電源」といいます。）であって別途当社と給電指令時補給電力料金に関する契約を締結する設備については，当該契約によるものといたします。

変更前（令和６年10月１日実施）	変更後（令和７年４月１日実施）
Ⅳ　料金の算定および支払い	**Ⅳ　料金の算定および支払い**
27　料金の適用開始の時期 接続供給に係る料金は，当社所定の様式に記載された接続供給の開始日から適用し，発電量調整供給に係る料金は，当社所定の様式に記載された発電量調整供給の開始日から適用し，需要抑制量調整供給に係る料金は，当社所定の様式に記載された需要抑制量調整供給の開始日から適用いたします。ただし，接続供給，発電量調整供給もしくは需要抑制量調整供給の準備着手前に接続供給，発電量調整供給もしくは需要抑制量調整供給の開始延期の申入れがあった場合または契約者，発電契約者，需要抑制契約者，発電者もしくは需要者のいずれの責めともならない理由によって接続供給，発電量調整供給もしくは需要抑制量調整供給が開始されない場合は，あらためて契約者，発電契約者または需要抑制契約者と当社との協議によって定められた接続供給，発電量調整供給または需要抑制量調整供給の開始日から適用いたします。	**27　料金の適用開始の時期** 接続供給に係る料金は，当社所定の様式に記載された接続供給の開始日から適用し，発電量調整供給に係る料金は，当社所定の様式に記載された発電量調整供給の開始日から適用し，需要抑制量調整供給に係る料金は，当社所定の様式に記載された需要抑制量調整供給の開始日から適用いたします。ただし，接続供給，発電量調整供給もしくは需要抑制量調整供給の準備着手前に接続供給，発電量調整供給もしくは需要抑制量調整供給の開始延期の申入れがあった場合または契約者，発電契約者，需要抑制契約者，発電者もしくは需要者のいずれの責めともならない理由によって接続供給，発電量調整供給もしくは需要抑制量調整供給が開始されない場合は，あらためて契約者，発電契約者または需要抑制契約者と当社との協議によって定められた接続供給，発電量調整供給または需要抑制量調整供給の開始日から適用いたします。
28　検　　針　　日 検針日は，次により，実際に検針を行なった日または検針を行なったものとされる日といたします。 (1)　検針は，受電地点または供給地点ごとに当社があらかじめお知らせした日（当社が受電地点または供給地点の属する検針区域に応じて定めた毎月一定の日〔以下「検針の基準となる日」といいます。〕および休日等を考慮して定めます。）に，各月ごとに行ないます。 なお，高圧で受電もしくは供給する場合，または特別高圧で受電もしくは供給する場合の検針日は，当社が検針日を定める場合を除き，実際に検針を行なった日にかかわらず，毎月１日といたします。また，受電地点または供給地点が同一の発電場所または需要場所にある場合は，受電地点における検針日と供給地点における検針日は，原則として同一の日といたします。 (2)　発電者または需要者が不在等のため検針できなかった場合は，検針に伺った日に検針を行なったものといたします。 (3)　当社は，やむをえない事情のある場合には，(1)にかかわらず，当社があらかじめお知らせした日以外の日に検針を行なうことがあります。 (4)　当社は，次の場合には，(1)にかかわらず，各月ごとに検針を行なわないことがあります。 なお，当社は，ロの場合は，非常変災等の場合を除き，あらかじめ契約者または発電契約者の承諾をえるものといたします。 イ　契約者または発電契約者が受電地点または供給地点を新たに設定した日から，その直後の受電地点または供給地点の属する検針区域の検針日までの期間が短い場合 ロ　その他特別の事情がある場合 (5)　(3)の場合で，検針を行なったときは，当社があらかじめお知らせした日に検針を行なったものといたします。 (6)　(4)イの場合で，検針を行なわなかったときは，契約者または発電契約者が受電地点または供給地点を新たに設定した日の直後の受電地点または供給地点の属する検針区域の検針日に検針を行なったものといたします。 (7)　(4)ロの場合で，検針を行なわなかったときは，検針を行なわない月については，当社があらかじめお知らせした日に検針を行なったものといたします。	**28　検　　針　　日** 検針日は，次により，実際に検針を行なった日または検針を行なったものとされる日といたします。 (1)　検針は，受電地点または供給地点ごとに当社があらかじめお知らせした日（当社が受電地点または供給地点の属する検針区域に応じて定めた毎月一定の日〔以下「検針の基準となる日」といいます。〕および休日等を考慮して定めます。）に，各月ごとに行ないます。 なお，高圧で受電もしくは供給する場合，または特別高圧で受電もしくは供給する場合の検針日は，当社が検針日を定める場合を除き，実際に検針を行なった日にかかわらず，毎月１日といたします。また，受電地点または供給地点が同一の発電場所または需要場所にある場合は，受電地点における検針日と供給地点における検針日は，原則として同一の日といたします。 (2)　発電者または需要者が不在等のため検針できなかった場合は，検針に伺った日に検針を行なったものといたします。 (3)　当社は，やむをえない事情のある場合には，(1)にかかわらず，当社があらかじめお知らせした日以外の日に検針を行なうことがあります。 (4)　当社は，次の場合には，(1)にかかわらず，各月ごとに検針を行なわないことがあります。 なお，当社は，ロの場合は，非常変災等の場合を除き，あらかじめ契約者または発電契約者の承諾をえるものといたします。 イ　契約者または発電契約者が受電地点または供給地点を新たに設定した日から，その直後の受電地点または供給地点の属する検針区域の検針日までの期間が短い場合 ロ　その他特別の事情がある場合 (5)　(3)の場合で，検針を行なったときは，当社があらかじめお知らせした日に検針を行なったものといたします。 (6)　(4)イの場合で，検針を行なわなかったときは，契約者または発電契約者が受電地点または供給地点を新たに設定した日の直後の受電地点または供給地点の属する検針区域の検針日に検針を行なったものといたします。 (7)　(4)ロの場合で，検針を行なわなかったときは，検針を行なわない月については，当社があらかじめお知らせした日に検針を行なったものといたします。

変更前（令和6年10月1日実施）	変更後（令和7年4月1日実施）
29　料金の算定期間	**29　料金の算定期間**
(1)　送電サービス料金の算定期間は，次によります。	(1)　送電サービス料金の算定期間は，次によります。
イ　前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間（以下「供給側検針期間」といいます。）といたします。ただし，契約者が供給地点を新たに設定し，または供給地点を消滅させる場合の料金の算定期間は，その供給地点を新たに設定した日から直後の検針日の前日までの期間または直前の検針日から消滅日の前日までの期間といたします。	イ　前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間（以下「供給側検針期間」といいます。）といたします。ただし，契約者が供給地点を新たに設定し，または供給地点を消滅させる場合の料金の算定期間は，その供給地点を新たに設定した日から直後の検針日の前日までの期間または直前の検針日から消滅日の前日までの期間といたします。
ロ　当社があらかじめ契約者に計量日（接続供給の場合，電力量または最大需要電力等が記録型計量器に記録される日をいいます。）をお知らせした場合は，イにかかわらず，前月の計量日から当月の計量日の前日までの期間（以下「供給側計量期間」といいます。）といたします。ただし，契約者が供給地点を新たに設定し，または供給地点を消滅させる場合の料金の算定期間は，その供給地点を新たに設定した日から直後の計量日の前日までの期間または直前の計量日から消滅日の前日までの期間といたします。	ロ　当社があらかじめ契約者に計量日（接続供給の場合，電力量または最大需要電力等が記録型計量器に記録される日をいいます。）をお知らせした場合は，イにかかわらず，前月の計量日から当月の計量日の前日までの期間（以下「供給側計量期間」といいます。）といたします。ただし，契約者が供給地点を新たに設定し，または供給地点を消滅させる場合の料金の算定期間は，その供給地点を新たに設定した日から直後の計量日の前日までの期間または直前の計量日から消滅日の前日までの期間といたします。
ハ　定額接続送電サービスの料金または 31（電力および電力量の算定）(27)の場合の送電サービス料金の算定期間は，イに準ずるものといたします。この場合，イにいう検針日は，その供給地点の属する検針区域の検針日といたします。ただし，電灯臨時定額接続送電サービスおよび動力臨時定額接続送電サービスの料金の算定期間は，その供給地点を新たに設定した日から翌月の応当日の前日までの期間，または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とすることがあります。	ハ　定額接続送電サービスの料金または 31（電力および電力量の算定）(27)の場合の送電サービス料金の算定期間は，イに準ずるものといたします。この場合，イにいう検針日は，その供給地点の属する検針区域の検針日といたします。ただし，電灯臨時定額接続送電サービスおよび動力臨時定額接続送電サービスの料金の算定期間は，その供給地点を新たに設定した日から翌月の応当日の前日までの期間，または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とすることがあります。
(2)　系統連系受電サービス料金の算定期間は，次によります。	(2)　系統連系受電サービス料金の算定期間は，次によります。
イ　前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間（以下「受電側検針期間」といいます。）といたします。ただし，発電契約者が受電地点を新たに設定し，または受電地点を消滅させる場合の料金の算定期間は，その受電地点を新たに設定した日から直後の検針日の前日までの期間または直前の検針日から消滅日の前日までの期間といたします。	イ　前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間（以下「受電側検針期間」といいます。）といたします。ただし，発電契約者が受電地点を新たに設定し，または受電地点を消滅させる場合の料金の算定期間は，その受電地点を新たに設定した日から直後の検針日の前日までの期間または直前の検針日から消滅日の前日までの期間といたします。
ロ　当社があらかじめ発電契約者および発電者に計量日（発電量調整供給の場合，電力量または最大連系電力等が記録型計量器に記録される日をいいます。）をお知らせした場合は，イにかかわらず，前月の計量日から当月の計量日の前日までの期間（以下「受電側計量期間」といいます。）といたします。ただし，発電契約者が受電地点を新たに設定し，または受電地点を消滅させる場合の料金の算定期間は，その受電地点を新たに設定した日から直後の計量日の前日までの期間または直前の計量日から消滅日の前日までの期間といたします。	ロ　当社があらかじめ発電契約者および発電者に計量日（発電量調整供給の場合，電力量または最大連系電力等が記録型計量器に記録される日をいいます。）をお知らせした場合は，イにかかわらず，前月の計量日から当月の計量日の前日までの期間（以下「受電側計量期間」といいます。）といたします。ただし，発電契約者が受電地点を新たに設定し，または受電地点を消滅させる場合の料金の算定期間は，その受電地点を新たに設定した日から直後の計量日の前日までの期間または直前の計量日から消滅日の前日までの期間といたします。
(3)　発電量調整受電計画差対応補給電力料金，発電量調整受電計画差対応余剰電力料金，接続対象計画差対応補給電力料金，接続対象計画差対応余剰電力料金，需要抑制量調整受電計画差対応補給電力料金，需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力料金および給電指令時補給電力料金の算定期間は，毎月１日から当該月末日までの期間といたします。ただし，接続供給，発電量調整供給もしくは需要抑制量調整供給を開始し，または接続供給契約，発電量調整供給契約もしくは需要抑制量調整供給契約が消滅した場合の料金の算定期間は，開始日から開始日の属する月の末日までの期間または契約が消滅した日の属する月の１日から消滅日の前日までの期間（ただし，特別の事情がある場合は，契約が消滅した日の属する月の１日から消滅日までの期間といたします。）といたします。	(3)　発電量調整受電計画差対応補給電力料金，発電量調整受電計画差対応余剰電力料金，接続対象計画差対応補給電力料金，接続対象計画差対応余剰電力料金，需要抑制量調整受電計画差対応補給電力料金，需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力料金および給電指令時補給電力料金の算定期間は，毎月１日から当該月末日までの期間といたします。ただし，接続供給，発電量調整供給もしくは需要抑制量調整供給を開始し，または接続供給契約，発電量調整供給契約もしくは需要抑制量調整供給契約が消滅した場合の料金の算定期間は，開始日から開始日の属する月の末日までの期間または契約が消滅した日の属する月の１日から消滅日の前日までの期間（ただし，特別の事情がある場合は，契約が消滅した日の属する月の１日から消滅日までの期間といたします。）といたします。

変更前（令和6年10月1日実施）	変更後（令和7年4月1日実施）
30　計　　量	**30　計　　量**
(1)　当社は，発電量調整受電電力量および最大連系電力等は，原則として，受電地点ごとに取り付けた記録型計量器により受電電圧と同位の電圧で，接続供給電力量および最大需要電力等は，原則として，供給地点ごとに取り付けた記録型計量器により供給電圧と同位の電圧で，30分単位で計量いたします。 なお，電力量の仕訳を行なう場合は，次のとおりといたします。	(1)　当社は，発電量調整受電電力量および最大連系電力等は，原則として，受電地点ごとに取り付けた記録型計量器により受電電圧と同位の電圧で，接続供給電力量および最大需要電力等は，原則として，供給地点ごとに取り付けた記録型計量器により供給電圧と同位の電圧で，30分単位で計量いたします。 なお，電力量の仕訳を行なう場合は，次のとおりといたします。
イ　受電地点において他の発電量調整供給契約等と同一計量する場合は，30分ごとに，受電地点において計量された電力量を原則として38（託送供給等の実施）によりあらかじめ定められたその30分に対する電力量の計画値および仕訳に係る順位にもとづいて仕訳いたします。ただし，発電契約者から発電場所において発電契約者等の負担により，発電契約者等で取り付けた計量器により計量された発電設備等ごとの電力量にもとづく仕訳の申出がある場合で，当社が適当と認めるときは，30分ごとに，受電地点において計量された電力量を当該受電地点における発電設備等ごとの計量器により計量された電力量にもとづいて仕訳することがあります。この場合，仕訳に必要となる発電設備等ごとの電力量は，契約者または発電契約者から当社に通知していただきます。 なお，30分ごとに，受電地点において計量された電力量の仕訳を行なう場合は，31（電力および電力量の算定）の電力および電力量の算定上，仕訳後の電力量を受電地点で計量された電力量とみなします。	イ　受電地点において他の発電量調整供給契約等と同一計量する場合は，30分ごとに，受電地点において計量された電力量を原則として38（託送供給等の実施）によりあらかじめ定められたその30分に対する電力量の計画値および仕訳に係る順位にもとづいて仕訳いたします。ただし，発電契約者から発電場所において発電契約者等の負担により，発電契約者等で取り付けた計量器により計量された発電設備等ごとの電力量にもとづく仕訳の申出がある場合で，当社が適当と認めるときは，30分ごとに，受電地点において計量された電力量を当該受電地点における発電設備等ごとの計量器により計量された電力量にもとづいて仕訳することがあります。この場合，仕訳に必要となる発電設備等ごとの電力量は，契約者または発電契約者から当社に通知していただきます。 なお，30分ごとに，受電地点において計量された電力量の仕訳を行なう場合は，31（電力および電力量の算定）の電力および電力量の算定上，仕訳後の電力量を受電地点で計量された電力量とみなします。
ロ　分割接続供給の場合の30分ごとの供給地点で計量された電力量は，次により仕訳いたします。この場合，31（電力および電力量の算定）の電力および電力量の算定上，仕訳後の電力量を供給地点で計量された電力量とみなします。	ロ　分割接続供給の場合の30分ごとの供給地点で計量された電力量は，次により仕訳いたします。この場合，31（電力および電力量の算定）の電力および電力量の算定上，仕訳後の電力量を供給地点で計量された電力量とみなします。
(イ)　15（供給および契約の単位）(2)イ(イ)により当社が分割接続供給を行なう場合	(イ)　15（供給および契約の単位）(2)イ(イ)により当社が分割接続供給を行なう場合
a　供給地点で計量された電力量が通告電力量を下回る場合 原則として，非需要追随供給者に係る電力量は，供給地点で計量された電力量とし，需要追随供給者に係る電力量は，零といたします。	a　供給地点で計量された電力量が通告電力量を下回る場合 原則として，非需要追随供給者に係る電力量は，供給地点で計量された電力量とし，需要追随供給者に係る電力量は，零といたします。
b　供給地点で計量された電力量が通告電力量と一致または上回る場合 非需要追随供給者に係る電力量は，通告電力量とし，需要追随供給者に係る電力量は，次の式によります。 需要追随供給者に係る電力量 ＝ 供給地点で計量された電力量－通告電力量	b　供給地点で計量された電力量が通告電力量と一致または上回る場合 非需要追随供給者に係る電力量は，通告電力量とし，需要追随供給者に係る電力量は，次の式によります。 需要追随供給者に係る電力量 ＝ 供給地点で計量された電力量－通告電力量
(ロ)　15（供給および契約の単位）(2)イ(ロ)により当社が分割接続供給を行なう場合	(ロ)　15（供給および契約の単位）(2)イ(ロ)により当社が分割接続供給を行なう場合
a　供給地点で計量された電力量がベース電力量を下回る場合 原則として，非需要追随供給者に係る電力量は，供給地点で計量された電力量とし，需要追随供給者に係る電力量は，零といたします。	a　供給地点で計量された電力量がベース電力量を下回る場合 原則として，非需要追随供給者に係る電力量は，供給地点で計量された電力量とし，需要追随供給者に係る電力量は，零といたします。
b　供給地点で計量された電力量がベース電力量と一致または上回る場合 非需要追随供給者に係る電力量は，ベース電力量とし，需要追随供給者に係る電力量は，次の式によります。	b　供給地点で計量された電力量がベース電力量と一致または上回る場合 非需要追随供給者に係る電力量は，ベース電力量とし，需要追随供給者に係る電力量は，次の式によります。

変更前（令和6年10月1日実施）	変更後（令和7年4月1日実施）
需要追随供給者に係る電力量 ＝ 供給地点で計量された電力量－ベース電力量	需要追随供給者に係る電力量 ＝ 供給地点で計量された電力量－ベース電力量
(ハ) 15（供給および契約の単位）(2)ロにより当社が分割接続供給を行なう場合 それぞれの契約者の供給時間帯によって仕訳いたします。 ただし，33（料金の算定）(12)または(13)にもとづき料金の調整を行なうために，1供給地点につき，1接続送電サービスまたは1臨時接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービス料金または臨時接続送電サービス料金を算定するときには，31（電力および電力量の算定）の電力および電力量の算定上，仕訳前の電力量を供給地点で計量された電力量といたします。	(ハ) 15（供給および契約の単位）(2)ロにより当社が分割接続供給を行なう場合 それぞれの契約者の供給時間帯によって仕訳いたします。 ただし，33（料金の算定）(12)または(13)にもとづき料金の調整を行なうために，1供給地点につき，1接続送電サービスまたは1臨時接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービス料金または臨時接続送電サービス料金を算定するときには，31（電力および電力量の算定）の電力および電力量の算定上，仕訳前の電力量を供給地点で計量された電力量といたします。
(2) 受電地点または供給地点ごとの計量の結果は，各月ごとにすみやかに契約者または発電契約者および発電者にお知らせいたします。 なお，発電者への受電地点の計量の結果のお知らせは，発電契約者を通じて行ないます。	(2) 受電地点または供給地点ごとの計量の結果は，各月ごとにすみやかに契約者または発電契約者および発電者にお知らせいたします。 なお，発電者への受電地点の計量の結果のお知らせは，発電契約者を通じて行ないます。
(3) 技術上，経済上やむをえない場合等特別の事情がある場合は，計量器を取り付けないことがあります。	(3) 技術上，経済上やむをえない場合等特別の事情がある場合は，計量器を取り付けないことがあります。
31 電力および電力量の算定	**31 電力および電力量の算定**
(1) 発電量調整受電電力 発電量調整受電電力は，発電量調整供給の場合で，受電地点で計量された電力量の値を2倍した値とし，受電地点ごとに，30分ごとに，算定いたします。	(1) 発電量調整受電電力 発電量調整受電電力は，発電量調整供給の場合で，受電地点で計量された電力量の値を2倍した値とし，受電地点ごとに，30分ごとに，算定いたします。
(2) 発電量調整受電電力量 発電量調整受電電力量は，次のとおりといたします。 イ 発電量調整供給に係る発電設備等が調整電源に該当する場合，受電地点ごとに，30分ごとに，受電地点で計量された電力量といたします。 ロ 発電量調整供給に係る発電設備等が調整電源に該当しない場合，30分ごとに，受電地点で計量された電力量（受電地点が複数ある場合はその合計といたします。）といたします。 ハ 系統連系受電サービスに係る発電量調整受電電力量は，受電地点ごとに，30分ごとに，受電地点で計量された電力量といたします。 また，料金の算定期間の発電量調整受電電力量は，30分ごとの発電量調整受電電力量を，受電地点ごとに，料金の算定期間（ただし，発電契約者が受電地点を消滅させる場合で，特別の事情があるときは，直前の検針日から消滅日までの期間といたします。）において合計した値といたします。	(2) 発電量調整受電電力量 発電量調整受電電力量は，次のとおりといたします。 イ 発電量調整供給に係る発電設備等が調整電源に該当する場合，受電地点ごとに，30分ごとに，受電地点で計量された電力量といたします。 ロ 発電量調整供給に係る発電設備等が調整電源に該当しない場合，30分ごとに，受電地点で計量された電力量（受電地点が複数ある場合はその合計といたします。）といたします。 ハ 系統連系受電サービスに係る発電量調整受電電力量は，受電地点ごとに，30分ごとに，受電地点で計量された電力量といたします。 また，料金の算定期間の発電量調整受電電力量は，30分ごとの発電量調整受電電力量を，受電地点ごとに，料金の算定期間（ただし，発電契約者が受電地点を消滅させる場合で，特別の事情があるときは，直前の検針日から消滅日までの期間といたします。）において合計した値といたします。
(3) 発電量調整受電計画電力 発電量調整受電計画電力は，(4)の発電量調整受電計画電力量の値を2倍した値とし，30分ごとに算定いたします。	(3) 発電量調整受電計画電力 発電量調整受電計画電力は，(4)の発電量調整受電計画電力量の値を2倍した値とし，30分ごとに算定いたします。
(4) 発電量調整受電計画電力量 発電量調整受電計画電力量は，次のとおりといたします。 イ 発電量調整供給に係る発電設備等が調整電源に該当する場合，受電地点ごとに当社が発電契約者から受電する電気の30分ごとの電力量の計画値で，発電契約者があらかじめ電力広域的運営推進機関を通じて当社に通知する発電計画といたします。ただし，別表11（発電計画・調達計画・販売計画）に定める当日計画の発	(4) 発電量調整受電計画電力量 発電量調整受電計画電力量は，次のとおりといたします。 イ 発電量調整供給に係る発電設備等が調整電源に該当する場合，受電地点ごとに当社が発電契約者から受電する電気の30分ごとの電力量の計画値で，発電契約者があらかじめ電力広域的運営推進機関を通じて当社に通知する発電計画といたします。ただし，別表11（発電計画・調達計画・販売計画）に定める当日計画の発

変更前（令和6年10月1日実施）	変更後（令和7年4月1日実施）
電計画と調達計画の合計値が30分ごとに販売計画の値と一致しない等の場合は，別表8（発電量調整受電計画電力量，接続対象計画電力量および需要抑制量調整受電計画電力量に関する取扱い）(1)のとおりといたします。 ロ　発電量調整供給に係る発電設備等が調整電源に該当しない場合，受電地点において当社が発電契約者から受電する電気の30分ごとの電力量の計画値（受電地点が複数ある場合はその合計といたします。）で，発電契約者があらかじめ電力広域的運営推進機関を通じて当社に通知する発電計画といたします。ただし，別表11（発電計画・調達計画・販売計画）に定める当日計画の発電計画と調達計画の合計値が30分ごとに販売計画の値と一致しない等の場合は，別表8（発電量調整受電計画電力量，接続対象計画電力量および需要抑制量調整受電計画電力量に関する取扱い）(1)のとおりといたします。 (5)　接続受電電力 接続受電電力は，接続供給の場合で，(6)の接続受電電力量の値を2倍した値とし，30分ごとに算定いたします。 (6)　接続受電電力量 接続受電電力量は，30分ごとの⑿の接続対象計画電力量といたします。 (7)　接続供給電力 接続供給電力は，(8)の接続供給電力量の値を2倍した値とし，供給地点ごとに，30分ごとに算定いたします。 (8)　接続供給電力量 接続供給電力量は，供給地点ごとに，30分ごとに，供給地点で計量された電力量といたします。ただし，特別高圧で常時利用される供給地点で，高圧で予備送電サービスを利用される場合には，予備送電サービスに係る接続供給電力量は，供給地点で計量された電力量を常時利用される電圧と同位の電圧にするために修正したものといたします。 また，料金の算定期間の接続供給電力量は，30分ごとの接続供給電力量を，供給地点ごとに，料金の算定期間（ただし，契約者が供給地点を消滅させる場合で，特別の事情があるときは，直前の検針日から消滅日までの期間といたします。）において合計した値といたします。 なお，時間帯別接続送電サービスを適用する場合の料金の算定期間の時間帯別の接続供給電力量は，時間帯ごとに，30分ごとの接続供給電力量を，供給地点ごとに，料金の算定期間（ただし，契約者が供給地点を消滅させる場合で，特別の事情があるときは，直前の検針日から消滅日までの期間といたします。）において合計した値といたします。ただし，19（接続送電サービス）(3)イ(ハ)および(ヘ)の場合におけるその1月の夜間時間帯の接続供給電力量は，その1月の接続供給電力量からその1月の昼間時間帯の接続供給電力量を差し引いた値といたします。 (9)　接続対象電力 接続対象電力は，⑽の接続対象電力量の値を2倍した値とし，30分ごとに算定いたします。 ⑽　接続対象電力量 接続対象電力量は，30分ごとに，イまたはロによって算定された値（供給地点が複数ある場合はその合計といたします。）といたします。 イ　需要場所が需要抑制バランシンググループに属さない場合または需要場所が需要抑制バランシンググルー	電計画と調達計画の合計値が30分ごとに販売計画の値と一致しない等の場合は，別表8（発電量調整受電計画電力量，接続対象計画電力量および需要抑制量調整受電計画電力量に関する取扱い）(1)のとおりといたします。 ロ　発電量調整供給に係る発電設備等が調整電源に該当しない場合，受電地点において当社が発電契約者から受電する電気の30分ごとの電力量の計画値（受電地点が複数ある場合はその合計といたします。）で，発電契約者があらかじめ電力広域的運営推進機関を通じて当社に通知する発電計画といたします。ただし，別表11（発電計画・調達計画・販売計画）に定める当日計画の発電計画と調達計画の合計値が30分ごとに販売計画の値と一致しない等の場合は，別表8（発電量調整受電計画電力量，接続対象計画電力量および需要抑制量調整受電計画電力量に関する取扱い）(1)のとおりといたします。 (5)　接続受電電力 接続受電電力は，接続供給の場合で，(6)の接続受電電力量の値を2倍した値とし，30分ごとに算定いたします。 (6)　接続受電電力量 接続受電電力量は，30分ごとの⑿の接続対象計画電力量といたします。 (7)　接続供給電力 接続供給電力は，(8)の接続供給電力量の値を2倍した値とし，供給地点ごとに，30分ごとに算定いたします。 (8)　接続供給電力量 接続供給電力量は，供給地点ごとに，30分ごとに，供給地点で計量された電力量といたします。ただし，特別高圧で常時利用される供給地点で，高圧で予備送電サービスを利用される場合には，予備送電サービスに係る接続供給電力量は，供給地点で計量された電力量を常時利用される電圧と同位の電圧にするために修正したものといたします。 また，料金の算定期間の接続供給電力量は，30分ごとの接続供給電力量を，供給地点ごとに，料金の算定期間（ただし，契約者が供給地点を消滅させる場合で，特別の事情があるときは，直前の検針日から消滅日までの期間といたします。）において合計した値といたします。 なお，時間帯別接続送電サービスを適用する場合の料金の算定期間の時間帯別の接続供給電力量は，時間帯ごとに，30分ごとの接続供給電力量を，供給地点ごとに，料金の算定期間（ただし，契約者が供給地点を消滅させる場合で，特別の事情があるときは，直前の検針日から消滅日までの期間といたします。）において合計した値といたします。ただし，19（接続送電サービス）(3)イ(ハ)および(ヘ)の場合におけるその1月の夜間時間帯の接続供給電力量は，その1月の接続供給電力量からその1月の昼間時間帯の接続供給電力量を差し引いた値といたします。 (9)　接続対象電力 接続対象電力は，⑽の接続対象電力量の値を2倍した値とし，30分ごとに算定いたします。 ⑽　接続対象電力量 接続対象電力量は，30分ごとに，イまたはロによって算定された値（供給地点が複数ある場合はその合計といたします。）といたします。 イ　需要場所が需要抑制バランシンググループに属さない場合または需要場所が需要抑制バランシンググルー

変更前（令和６年10月１日実施）	変更後（令和７年４月１日実施）
プに属する場合で需要抑制契約者があらかじめ通知した(16)の需要抑制量調整受電計画電力量が零となるときは，次の式により算定された値といたします。 接続供給電力量×$\frac{1}{1\ -損失率（32〔損失率〕に定める損失率といたします。）}$ ロ　需要抑制契約者があらかじめ通知した(16)の需要抑制量調整受電計画電力量が零をこえる場合は，あらかじめ定めた(ｲ)または(ﾛ)により算定された値といたします。 (ｲ)　需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量および需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量の算定方法として，(14)イを適用している場合は，次のａまたはｂによって算定された値 ａ　１ベースラインに係る需要場所を単一とする場合 (a)　当該需要場所に係る供給地点で計量された接続供給電力量を損失率で修正した値が，ベースラインを上回るとき。 $\left\{\text{接続供給電力量}\times\frac{1}{1\ -損失率（32〔損失率〕に定める損失率といたします。）}\right\}$ －需要抑制量調整受電計画電力量 (b)　当該需要場所に係る供給地点で計量された接続供給電力量を損失率で修正した値が，ベースラインと一致またはベースラインを下回り，かつ，ベースラインから需要抑制量調整受電計画電力量を差し引いた値と一致または需要抑制量調整受電計画電力量を差し引いた値を上回るとき。 ベースライン－需要抑制量調整受電計画電力量 (c)　当該需要場所に係る供給地点で計量された接続供給電力量を損失率で修正した値が，ベースラインから需要抑制量調整受電計画電力量を差し引いた値を下回るとき。 接続供給電力量×$\frac{1}{1\ -\ 損失率（32〔損失率〕に定める損失率といたします。）}$ ｂ　１ベースラインに係る需要場所を複数とする場合 (a)　当該需要場所に係る供給地点で計量された接続供給電力量を損失率で修正した値の合計値が，ベースラインを上回るとき。 当該需要場所に係る(d)によって算定された値の合計値 －需要抑制量調整受電計画電力量 (b)　当該需要場所に係る供給地点で計量された接続供給電力量を損失率で修正した値の合計値が，ベースラインと一致またはベースラインを下回り，かつ，ベースラインから需要抑制量調整受電計画電力量を差し引いた値と一致またはベースラインから需要抑制量調整受電計画電力量を差し引いた値を上	プに属する場合で需要抑制契約者があらかじめ通知した(16)の需要抑制量調整受電計画電力量が零となるときは，次の式により算定された値といたします。 接続供給電力量×$\frac{1}{1\ -損失率（32〔損失率〕に定める損失率といたします。）}$ ロ　需要抑制契約者があらかじめ通知した(16)の需要抑制量調整受電計画電力量が零をこえる場合は，あらかじめ定めた(ｲ)または(ﾛ)により算定された値といたします。 (ｲ)　需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量および需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量の算定方法として，(14)イを適用している場合は，次のａまたはｂによって算定された値 ａ　１ベースラインに係る需要場所を単一とする場合 (a)　当該需要場所に係る供給地点で計量された接続供給電力量を損失率で修正した値が，ベースラインを上回るとき。 $\left\{\text{接続供給電力量}\times\frac{1}{1\ -損失率（32〔損失率〕に定める損失率といたします。）}\right\}$ －需要抑制量調整受電計画電力量 (b)　当該需要場所に係る供給地点で計量された接続供給電力量を損失率で修正した値が，ベースラインと一致またはベースラインを下回り，かつ，ベースラインから需要抑制量調整受電計画電力量を差し引いた値と一致または需要抑制量調整受電計画電力量を差し引いた値を上回るとき。 ベースライン－需要抑制量調整受電計画電力量 (c)　当該需要場所に係る供給地点で計量された接続供給電力量を損失率で修正した値が，ベースラインから需要抑制量調整受電計画電力量を差し引いた値を下回るとき。 接続供給電力量×$\frac{1}{1\ -\ 損失率（32〔損失率〕に定める損失率といたします。）}$ ｂ　１ベースラインに係る需要場所を複数とする場合 (a)　当該需要場所に係る供給地点で計量された接続供給電力量を損失率で修正した値の合計値が，ベースラインを上回るとき。 当該需要場所に係る(d)によって算定された値の合計値 －需要抑制量調整受電計画電力量 (b)　当該需要場所に係る供給地点で計量された接続供給電力量を損失率で修正した値の合計値が，ベースラインと一致またはベースラインを下回り，かつ，ベースラインから需要抑制量調整受電計画電力量を差し引いた値と一致またはベースラインから需要抑制量調整受電計画電力量を差し引いた値を上

変更前（令和６年10月１日実施）	変更後（令和７年４月１日実施）
回るとき。 ベースライン－需要抑制量調整受電計画電力量 (c)　当該需要場所に係る供給地点で計量された接続供給電力量を損失率で修正した値の合計値が，ベースラインから需要抑制量調整受電計画電力量を差し引いた値を下回るとき。 当該需要場所に係る(d)によって算定された値の合計値 (d)　(a)および(c)にいう(d)によって算定された値とは，次の式により算定された値といたします。 接続供給電力量×　$\frac{1}{1 - \text{損失率（32〔損失率〕に定める損失率といたします。）}}$ (ロ)　需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量および需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量の算定方法として，(14)ロを適用している場合は，次の式によって算定された値 ベースライン－需要抑制量調整受電計画電力量	回るとき。 ベースライン－需要抑制量調整受電計画電力量 (c)　当該需要場所に係る供給地点で計量された接続供給電力量を損失率で修正した値の合計値が，ベースラインから需要抑制量調整受電計画電力量を差し引いた値を下回るとき。 当該需要場所に係る(d)によって算定された値の合計値 (d)　(a)および(c)にいう(d)によって算定された値とは，次の式により算定された値といたします。 接続供給電力量×　$\frac{1}{1 - \text{損失率（32〔損失率〕に定める損失率といたします。）}}$ (ロ)　需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量および需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量の算定方法として，(14)ロを適用している場合は，次の式によって算定された値 ベースライン－需要抑制量調整受電計画電力量
(11)　接続対象計画電力 接続対象計画電力は，(12)の接続対象計画電力量の値を２倍した値とし，30分ごとに算定いたします。 (12)　接続対象計画電力量 接続対象計画電力量は，30分ごとの接続対象電力量の計画値（供給地点が複数ある場合はその合計といたします。）で，契約者があらかじめ電力広域的運営推進機関を通じて当社に通知する需要想定値といたします。ただし，別表10（需要計画・調達計画・販売計画）に定める当日計画の需要想定値に対する取引計画（調達計画から販売計画を差し引いたものといたします。）が30分ごとに需要想定値と一致しない等の場合は，別表８（発電量調整受電計画電力量，接続対象計画電力量および需要抑制量調整受電計画電力量に関する取扱い）(2)のとおりといたします。 (13)　需要抑制量調整受電電力 需要抑制量調整受電電力は，(14)の需要抑制量調整受電電力量の値を２倍した値とし，30分ごとに算定いたします。 (14)　需要抑制量調整受電電力量 需要抑制量調整受電電力量は，当社が需要抑制契約者から受電する30分ごとの電力量で，需要場所ごとに，あらかじめ定めたイまたはロによって算定された値といたします。 イ　需要抑制量調整受電計画電力量を上限として，需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量および需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量を算定する場合は，次の式によって算定された値 (イ)　当該需要場所に係る供給地点で計量された接続供給電力量を損失率で修正した値（1 ベースラインに係る需要場所を複数とする場合は，当該需要場所に係る供給地点で計量された接続供給電力量を損失率で修	(11)　接続対象計画電力 接続対象計画電力は，(12)の接続対象計画電力量の値を２倍した値とし，30分ごとに算定いたします。 (12)　接続対象計画電力量 接続対象計画電力量は，30分ごとの接続対象電力量の計画値（供給地点が複数ある場合はその合計といたします。）で，契約者があらかじめ電力広域的運営推進機関を通じて当社に通知する需要想定値といたします。ただし，別表10（需要計画・調達計画・販売計画）に定める当日計画の需要想定値に対する取引計画（調達計画から販売計画を差し引いたものといたします。）が30分ごとに需要想定値と一致しない等の場合は，別表８（発電量調整受電計画電力量，接続対象計画電力量および需要抑制量調整受電計画電力量に関する取扱い）(2)のとおりといたします。 (13)　需要抑制量調整受電電力 需要抑制量調整受電電力は，(14)の需要抑制量調整受電電力量の値を２倍した値とし，30分ごとに算定いたします。 (14)　需要抑制量調整受電電力量 需要抑制量調整受電電力量は，当社が需要抑制契約者から受電する30分ごとの電力量で，需要場所ごとに，あらかじめ定めたイまたはロによって算定された値といたします。 イ　需要抑制量調整受電計画電力量を上限として，需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量および需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量を算定する場合は，次の式によって算定された値 (イ)　当該需要場所に係る供給地点で計量された接続供給電力量を損失率で修正した値（1 ベースラインに係る需要場所を複数とする場合は，当該需要場所に係る供給地点で計量された接続供給電力量を損失率で修

変更前（令和６年10月１日実施）	変更後（令和７年４月１日実施）
正した値の合計値といたします。）が，ベースラインを上回る場合 需要抑制量調整受電電力量＝0 (ロ)　当該需要場所に係る供給地点で計量された接続供給電力量を損失率で修正した値（1 ベースラインに係る需要場所を複数とする場合は，当該需要場所に係る供給地点で計量された接続供給電力量を損失率で修正した値の合計値といたします。）がベースラインと一致またはベースラインを下回り，かつ，ベースラインから需要抑制量調整受電計画電力量を差し引いた値と一致またはベースラインから需要抑制量調整受電計画電力量を差し引いた値を上回る場合 需要抑制量調整受電電力量 ＝ベースライン $-\left\{\text{接続供給電力量}\times\dfrac{1}{1-\text{損失率（32〔損失率〕に定める損失率といたします。）}}\right\}$ (ハ)　当該需要場所に係る供給地点で計量された接続供給電力量を損失率で修正した値（1 ベースラインに係る需要場所を複数とする場合は，当該需要場所に係る供給地点で計量された接続供給電力量を損失率で修正した値の合計値といたします。）が，ベースラインから需要抑制量調整受電計画電力量を差し引いた値を下回る場合 需要抑制量調整受電電力量＝需要抑制量調整受電計画電力量 ロ　イ以外の場合は，次の式によって算定された値（1 ベースラインに係る需要場所を複数とする場合，ベースラインから差し引く値は，当該需要場所に係る供給地点で計量された接続供給電力量を損失率で修正した値の合計値といたします。） 需要抑制量調整受電電力量 ＝ベースライン $\left\{\text{接続供給電力量}\times\dfrac{1}{1-\text{損失率（32〔損失率〕に定める損失率といたします。）}}\right\}$ ただし，上式の値が負となる場合，需要抑制量調整受電電力量は零といたします。 (15)　需要抑制量調整受電計画電力 需要抑制量調整受電計画電力は，(16)の需要抑制量調整受電計画電力量の値を 2 倍した値とし，30 分ごとに算定いたします。 (16)　需要抑制量調整受電計画電力量 需要抑制量調整受電計画電力量は，当社が需要抑制契約者から受電する電気の 30 分ごとの電力量の計画値で，需要場所ごとに，需要抑制契約者があらかじめ電力広域的運営推進機関を通じて当社に通知する需要抑制	正した値の合計値といたします。）が，ベースラインを上回る場合 需要抑制量調整受電電力量＝0 (ロ)　当該需要場所に係る供給地点で計量された接続供給電力量を損失率で修正した値（1 ベースラインに係る需要場所を複数とする場合は，当該需要場所に係る供給地点で計量された接続供給電力量を損失率で修正した値の合計値といたします。）がベースラインと一致またはベースラインを下回り，かつ，ベースラインから需要抑制量調整受電計画電力量を差し引いた値と一致またはベースラインから需要抑制量調整受電計画電力量を差し引いた値を上回る場合 需要抑制量調整受電電力量 ＝ベースライン $-\left\{\text{接続供給電力量}\times\dfrac{1}{1-\text{損失率（32〔損失率〕に定める損失率といたします。）}}\right\}$ (ハ)　当該需要場所に係る供給地点で計量された接続供給電力量を損失率で修正した値（1 ベースラインに係る需要場所を複数とする場合は，当該需要場所に係る供給地点で計量された接続供給電力量を損失率で修正した値の合計値といたします。）が，ベースラインから需要抑制量調整受電計画電力量を差し引いた値を下回る場合 需要抑制量調整受電電力量＝需要抑制量調整受電計画電力量 ロ　イ以外の場合は，次の式によって算定された値（1 ベースラインに係る需要場所を複数とする場合，ベースラインから差し引く値は，当該需要場所に係る供給地点で計量された接続供給電力量を損失率で修正した値の合計値といたします。） 需要抑制量調整受電電力量 ＝ベースライン $\left\{\text{接続供給電力量}\times\dfrac{1}{1-\text{損失率（32〔損失率〕に定める損失率といたします。）}}\right\}$ ただし，上式の値が負となる場合，需要抑制量調整受電電力量は零といたします。 (15)　需要抑制量調整受電計画電力 需要抑制量調整受電計画電力は，(16)の需要抑制量調整受電計画電力量の値を 2 倍した値とし，30 分ごとに算定いたします。 (16)　需要抑制量調整受電計画電力量 需要抑制量調整受電計画電力量は，当社が需要抑制契約者から受電する電気の 30 分ごとの電力量の計画値で，需要場所ごとに，需要抑制契約者があらかじめ電力広域的運営推進機関を通じて当社に通知する需要抑制

変更前（令和6年10月1日実施）	変更後（令和7年4月1日実施）
計画値といたします。ただし，1 ベースラインに係る需要場所を複数とする場合は，当該ベースラインにもとづく需要抑制量調整受電計画電力量といたします。また，別表 12（需要抑制計画・調達計画・販売計画・ベースライン）に定める当日計画の調達計画が 30 分ごとに販売計画の値と一致しない等の場合は，別表 8（発電量調整受電計画電力量，接続対象計画電力量および需要抑制量調整受電計画電力量に関する取扱い）(3)のとおりといたします。	計画値といたします。ただし，1 ベースラインに係る需要場所を複数とする場合は，当該ベースラインにもとづく需要抑制量調整受電計画電力量といたします。また，別表 12（需要抑制計画・調達計画・販売計画・ベースライン）に定める当日計画の調達計画が 30 分ごとに販売計画の値と一致しない等の場合は，別表 8（発電量調整受電計画電力量，接続対象計画電力量および需要抑制量調整受電計画電力量に関する取扱い）(3)のとおりといたします。
(17)　ベースライン ベースラインは，需要抑制量調整供給に係る需要抑制を行なわない場合の需要場所に係る供給地点で計量される接続供給電力量を損失率で修正した電力量の計画値で，需要場所ごと（15〔供給および契約の単位〕(1)イまたはロの場合は 1 接続送電サービスまたは 1 臨時接続送電サービスごとといたします。）に，需要抑制契約者があらかじめ電力広域的運営推進機関を通じて当社に通知するものといたします。ただし，需要抑制契約者が 1 ベースラインに係る需要場所を複数とする場合は，当該複数の需要場所に対して 1 ベースラインといたします。	(17)　ベースライン ベースラインは，需要抑制量調整供給に係る需要抑制を行なわない場合の需要場所に係る供給地点で計量される接続供給電力量を損失率で修正した電力量の計画値で，需要場所ごと（15〔供給および契約の単位〕(1)イまたはロの場合は 1 接続送電サービスまたは 1 臨時接続送電サービスごとといたします。）に，需要抑制契約者があらかじめ電力広域的運営推進機関を通じて当社に通知するものといたします。ただし，需要抑制契約者が 1 ベースラインに係る需要場所を複数とする場合は，当該複数の需要場所に対して 1 ベースラインといたします。
(18)　最大連系電力等 最大連系電力等は，次のとおりといたします。 イ　低圧で受電する場合 発電量調整受電電力の最大値といたします。 ロ　高圧または特別高圧で受電する場合 30 分ごとの連系電力の最大値であって，記録型計量器により計量される値といたします。	(18)　最大連系電力等 最大連系電力等は，次のとおりといたします。 イ　低圧で受電する場合 発電量調整受電電力の最大値といたします。 ロ　高圧または特別高圧で受電する場合 30 分ごとの連系電力の最大値であって，記録型計量器により計量される値といたします。
(19)　最大需要電力等 最大需要電力等は，次のとおりといたします。 イ　低圧で供給する場合 接続供給電力の最大値といたします。 ロ　高圧または特別高圧で供給する場合 30 分ごとの需要電力の最大値であって，記録型計量器により計量される値といたします。 なお，当社が分割接続供給を行なう供給地点における，それぞれの契約者に係る最大需要電力等は，次のとおりといたします。 (イ)　15（供給および契約の単位）(2)イ(イ)により当社が分割接続供給を行なう場合 非需要追随供給者に係る最大需要電力等および需要追随供給者に係る最大需要電力等は，それぞれの契約者に係る接続供給電力の最大値等といたします。 (ロ)　15（供給および契約の単位）(2)イ(ロ)により当社が分割接続供給を行なう場合 a　当該供給地点における最大需要電力等が非需要追随供給者に係る接続送電サービス契約電力または臨時接続送電サービス契約電力と一致または上回る場合 非需要追随供給者に係る最大需要電力等は，当該契約者に係る接続送電サービス契約電力または臨時接続送電サービス契約電力とし，需要追随供給者に係る最大需要電力等は，当該供給地点における最大需要電力等から，非需要追随供給者に係る接続送電サービス契約電力または臨時接続送電サービス契約電力を差し引いた値といたします。 b　当該供給地点における最大需要電力等が非需要追随供給者に係る接続送電サービス契約電力または臨	(19)　最大需要電力等 最大需要電力等は，次のとおりといたします。 イ　低圧で供給する場合 接続供給電力の最大値といたします。 ロ　高圧または特別高圧で供給する場合 30 分ごとの需要電力の最大値であって，記録型計量器により計量される値といたします。 なお，当社が分割接続供給を行なう供給地点における，それぞれの契約者に係る最大需要電力等は，次のとおりといたします。 (イ)　15（供給および契約の単位）(2)イ(イ)により当社が分割接続供給を行なう場合 非需要追随供給者に係る最大需要電力等および需要追随供給者に係る最大需要電力等は，それぞれの契約者に係る接続供給電力の最大値等といたします。 (ロ)　15（供給および契約の単位）(2)イ(ロ)により当社が分割接続供給を行なう場合 a　当該供給地点における最大需要電力等が非需要追随供給者に係る接続送電サービス契約電力または臨時接続送電サービス契約電力と一致または上回る場合 非需要追随供給者に係る最大需要電力等は，当該契約者に係る接続送電サービス契約電力または臨時接続送電サービス契約電力とし，需要追随供給者に係る最大需要電力等は，当該供給地点における最大需要電力等から，非需要追随供給者に係る接続送電サービス契約電力または臨時接続送電サービス契約電力を差し引いた値といたします。 b　当該供給地点における最大需要電力等が非需要追随供給者に係る接続送電サービス契約電力または臨

変更前（令和6年10月1日実施）	変更後（令和7年4月1日実施）
時接続送電サービス契約電力を下回る場合 非需要追随供給者に係る最大需要電力等は，当該供給地点における最大需要電力等とし，需要追随供給者に係る最大需要電力等は，零といたします。	時接続送電サービス契約電力を下回る場合 非需要追随供給者に係る最大需要電力等は，当該供給地点における最大需要電力等とし，需要追随供給者に係る最大需要電力等は，零といたします。
(ハ) 15（供給および契約の単位）(2)ロにより当社が分割接続供給を行なう場合 それぞれの契約者に係る最大需要電力等は，それぞれの契約者に係る接続供給電力の最大値等といたします。	(ハ) 15（供給および契約の単位）(2)ロにより当社が分割接続供給を行なう場合 それぞれの契約者に係る最大需要電力等は，それぞれの契約者に係る接続供給電力の最大値等といたします。
(20) 発電量調整受電計画差対応補給電力量 発電量調整受電計画差対応補給電力量は，発電バランシンググループごとにイまたはロによって算定された値の合計といたします。	(20) 発電量調整受電計画差対応補給電力量 発電量調整受電計画差対応補給電力量は，発電バランシンググループごとにイまたはロによって算定された値の合計といたします。
イ 発電量調整供給に係る発電設備等が調整電源に該当する場合で，(2)イにより計量された30分ごとの発電量調整受電電力量が(4)イにより通知されたその30分における発電量調整受電計画電力量を下回るときに，30分ごとに，次の式により算定された値といたします。ただし，発電量調整受電計画差対応補給電力量の算定上，調整電源の故障等が発生した場合を除き，(2)イにかかわらず，その30分ごとの発電量調整受電計画電力量をその30分ごとの発電量調整受電電力量とみなします。 発電量調整受電計画差対応補給電力量 ＝発電量調整受電計画電力量－発電量調整受電電力量	イ 発電量調整供給に係る発電設備等が調整電源に該当する場合で，(2)イにより計量された30分ごとの発電量調整受電電力量が(4)イにより通知されたその30分における発電量調整受電計画電力量を下回るときに，30分ごとに，次の式により算定された値といたします。ただし，発電量調整受電計画差対応補給電力量の算定上，調整電源の故障等が発生した場合を除き，(2)イにかかわらず，その30分ごとの発電量調整受電計画電力量をその30分ごとの発電量調整受電電力量とみなします。 発電量調整受電計画差対応補給電力量 ＝発電量調整受電計画電力量－発電量調整受電電力量
ロ 発電量調整供給に係る発電設備等が調整電源に該当しない場合は，次の(イ)，(ロ)および(ハ)によって算定された値といたします。	ロ 発電量調整供給に係る発電設備等が調整電源に該当しない場合は，次の(イ)，(ロ)および(ハ)によって算定された値といたします。
(イ) (2)ロにより計量された30分ごとの発電量調整受電電力量が(4)ロにより通知されたその30分における発電量調整受電計画電力量を下回る場合に，30分ごとに，次の式により算定された値といたします。 発電量調整受電計画差対応補給電力量 ＝発電量調整受電計画電力量－発電量調整受電電力量	(イ) (2)ロにより計量された30分ごとの発電量調整受電電力量が(4)ロにより通知されたその30分における発電量調整受電計画電力量を下回る場合に，30分ごとに，次の式により算定された値といたします。 発電量調整受電計画差対応補給電力量 ＝発電量調整受電計画電力量－発電量調整受電電力量
(ロ) 次の場合で，給電指令時補給を行なったときは，発電量調整受電計画差対応補給電力量の算定上，(2)ロにかかわらず，当該発電設備等の30分ごとの発電量調整受電計画電力量を当該受電地点における30分ごとの発電量調整受電電力量とみなします。この場合，当該発電設備等の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量の算定上，当該受電地点のみによる発電バランシンググループが設定されているとみなし，その発電量調整受電計画差対応補給電力量は，30分ごとに，次の式により算定された値といたします。 発電量調整受電計画差対応補給電力量 ＝発電量調整受電計画電力量－発電量調整受電電力量	(ロ) 次の場合で，給電指令時補給を行なったときは，発電量調整受電計画差対応補給電力量の算定上，(2)ロにかかわらず，当該発電設備等の30分ごとの発電量調整受電計画電力量を当該受電地点における30分ごとの発電量調整受電電力量とみなします。この場合，当該発電設備等の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量の算定上，当該受電地点のみによる発電バランシンググループが設定されているとみなし，その発電量調整受電計画差対応補給電力量は，30分ごとに，次の式により算定された値といたします。 発電量調整受電計画差対応補給電力量 ＝発電量調整受電計画電力量－発電量調整受電電力量
a 当社が指定する要件を有する発電設備等であって別途当社と給電指令時補給電力料金に関する契約を	a 当社が指定する要件を有する発電設備等であって別途当社と給電指令時補給電力料金に関する契約を

変更前（令和6年10月1日実施）	変更後（令和7年4月1日実施）
締結する設備に対して出力の抑制を実施した場合 b　39（給電指令の実施等）(2)イの場合で，原則として30分ごとの実需給の開始時刻の1時間前以降に発電量調整供給に係る発電設備等に対してあらかじめ当社が指定した送電線1回線，変圧器1台その他の電力設備の単一故障の発生時に保護装置により行なわれるすみやかな発電抑制または発電遮断（以下「Ｎ－1電制」といいます。）を実施したとき。 c　39（給電指令の実施等）(2)ホの場合で，発電量調整供給に係る発電設備等に対して出力の抑制を実施したとき。 d　39（給電指令の実施等）(2)への場合で，ファーム電源に対して出力の抑制を実施したとき。	締結する設備に対して出力の抑制を実施した場合 b　39（給電指令の実施等）(2)イの場合で，原則として30分ごとの実需給の開始時刻の1時間前以降に発電量調整供給に係る発電設備等に対してあらかじめ当社が指定した送電線1回線，変圧器1台その他の電力設備の単一故障の発生時に保護装置により行なわれるすみやかな発電抑制または発電遮断（以下「Ｎ－1電制」といいます。）を実施したとき。 c　39（給電指令の実施等）(2)ホの場合で，発電量調整供給に係る発電設備等に対して出力の抑制を実施したとき。 d　39（給電指令の実施等）(2)への場合で，ファーム電源に対して出力の抑制を実施したとき。
(ハ)　次の場合で，給電指令時補給を行なったときは，発電量調整受電計画差対応補給電力量の算定上，(2)ロにかかわらず，当該発電設備等の30分ごとの発電量調整受電計画電力量を当該受電地点における30分ごとの発電量調整受電電力量とみなします。この場合，当該発電設備等の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量の算定上，当該受電地点のみによる発電バランシンググループが設定されているとみなし，その発電量調整受電計画差対応補給電力量は，30分ごとに，次により算定された値といたします。 a　39（給電指令の実施等）(2)イ，ロ，ハまたはトの場合の給電指令等および39（給電指令の実施等）(2)ホの場合の給電指令等により，同時に出力の抑制を実施した場合 (a)　発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が，39（給電指令の実施等）(2)ホによる出力抑制対象電力量（39〔給電指令の実施等〕(2)ホの場合の出力の抑制に係る電力量をいいます。）を下回る場合 39（給電指令の実施等）(2)ホによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，次の式により算定された値とし，39（給電指令の実施等）(2)イ，ロ，ハまたはトによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，零といたします。 発電量調整受電計画差対応補給電力量 ＝発電量調整受電計画電力量－発電量調整受電電力量	(ハ)　次の場合で，給電指令時補給を行なったときは，発電量調整受電計画差対応補給電力量の算定上，(2)ロにかかわらず，当該発電設備等の30分ごとの発電量調整受電計画電力量を当該受電地点における30分ごとの発電量調整受電電力量とみなします。この場合，当該発電設備等の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量の算定上，当該受電地点のみによる発電バランシンググループが設定されているとみなし，その発電量調整受電計画差対応補給電力量は，30分ごとに，次により算定された値といたします。 a　39（給電指令の実施等）(2)イ，ロ，ハまたはトの場合の給電指令等および39（給電指令の実施等）(2)ホの場合の給電指令等により，同時に出力の抑制を実施した場合 (a)　発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が，39（給電指令の実施等）(2)ホによる出力抑制対象電力量（39〔給電指令の実施等〕(2)ホの場合の出力の抑制に係る電力量をいいます。）を下回る場合 39（給電指令の実施等）(2)ホによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，次の式により算定された値とし，39（給電指令の実施等）(2)イ，ロ，ハまたはトによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，零といたします。 発電量調整受電計画差対応補給電力量 ＝発電量調整受電計画電力量－発電量調整受電電力量
(b)　発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が，39（給電指令の実施等）(2)ホによる出力抑制対象電力量と一致または上回る場合 39（給電指令の実施等）(2)ホによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，39（給電指令の実施等）(2)ホによる出力抑制対象電力量とし，39（給電指令の実施等）(2)イ，ロ，ハまたはトによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，次の式により算定された値といたします。 発電量調整受電計画差対応補給電力量 ＝発電量調整受電計画電力量 －39（給電指令の実施等）(2)ホによる出力抑制対象電力量	(b)　発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が，39（給電指令の実施等）(2)ホによる出力抑制対象電力量と一致または上回る場合 39（給電指令の実施等）(2)ホによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，39（給電指令の実施等）(2)ホによる出力抑制対象電力量とし，39（給電指令の実施等）(2)イ，ロ，ハまたはトによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，次の式により算定された値といたします。 発電量調整受電計画差対応補給電力量 ＝発電量調整受電計画電力量 －39（給電指令の実施等）(2)ホによる出力抑制対象電力量

変更前（令和6年10月1日実施）	変更後（令和7年4月1日実施）
－発電量調整受電電力量	－発電量調整受電電力量
b　ファーム電源に対して，39（給電指令の実施等）(2)イ，ロ，ハまたはトの場合の給電指令等および39（給電指令の実施等）(2)への場合の給電指令等により，同時に出力の抑制を実施した場合	b　ファーム電源に対して，39（給電指令の実施等）(2)イ，ロ，ハまたはトの場合の給電指令等および39（給電指令の実施等）(2)への場合の給電指令等により，同時に出力の抑制を実施した場合
(a)　発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が，39（給電指令の実施等）(2)へによる出力抑制対象電力量（39〔給電指令の実施等〕(2)への場合の出力の抑制に係る電力量をいいます。）を下回る場合 39（給電指令の実施等）(2)へによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，次の式により算定された値とし，39（給電指令の実施等）(2)イ，ロ，ハまたはトによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，零といたします。 発電量調整受電計画差対応補給電力量 ＝発電量調整受電計画電力量－発電量調整受電電力量	(a)　発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が，39（給電指令の実施等）(2)へによる出力抑制対象電力量（39〔給電指令の実施等〕(2)への場合の出力の抑制に係る電力量をいいます。）を下回る場合 39（給電指令の実施等）(2)へによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，次の式により算定された値とし，39（給電指令の実施等）(2)イ，ロ，ハまたはトによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，零といたします。 発電量調整受電計画差対応補給電力量 ＝発電量調整受電計画電力量－発電量調整受電電力量
(b)　発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が，39（給電指令の実施等）(2)へによる出力抑制対象電力量と一致または上回る場合 39（給電指令の実施等）(2)へによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，39（給電指令の実施等）(2)へによる出力抑制対象電力量とし，39（給電指令の実施等）(2)イ，ロ，ハまたはトによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，次の式により算定された値といたします。 発電量調整受電計画差対応補給電力量 ＝発電量調整受電計画電力量 －39（給電指令の実施等）(2)へによる出力抑制対象電力量 －発電量調整受電電力量	(b)　発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が，39（給電指令の実施等）(2)へによる出力抑制対象電力量と一致または上回る場合 39（給電指令の実施等）(2)へによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，39（給電指令の実施等）(2)へによる出力抑制対象電力量とし，39（給電指令の実施等）(2)イ，ロ，ハまたはトによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，次の式により算定された値といたします。 発電量調整受電計画差対応補給電力量 ＝発電量調整受電計画電力量 －39（給電指令の実施等）(2)へによる出力抑制対象電力量 －発電量調整受電電力量
c　ノンファーム電源であり，かつ，当社が指定する要件を有する発電設備等であって別途当社と給電指令時補給電力料金に関する契約を締結する設備に対して，39（給電指令の実施等）(2)への場合の給電指令等および39（給電指令の実施等）(2)トの場合の給電指令等により，同時に出力の抑制を実施した場合	c　ノンファーム電源であり，かつ，当社が指定する要件を有する発電設備等であって別途当社と給電指令時補給電力料金に関する契約を締結する設備に対して，39（給電指令の実施等）(2)への場合の給電指令等および39（給電指令の実施等）(2)トの場合の給電指令等により，同時に出力の抑制を実施した場合
(a)　発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が，39（給電指令の実施等）(2)へによる出力抑制対象電力量を下回る場合 39（給電指令の実施等）(2)へによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，次の式により算定された値とし，39（給電指令の実施等）(2)トによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，零といたします。	(a)　発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が，39（給電指令の実施等）(2)へによる出力抑制対象電力量を下回る場合 39（給電指令の実施等）(2)へによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，次の式により算定された値とし，39（給電指令の実施等）(2)トによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，零といたします。

変更前（令和6年10月1日実施）	変更後（令和7年4月1日実施）
発電量調整受電計画差対応補給電力量 ＝発電量調整受電計画電力量－発電量調整受電電力量 (b)　発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が，39（給電指令の実施等）(2)ヘによる出力抑制対象電力量と一致または上回る場合 39（給電指令の実施等）(2)ヘによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，39（給電指令の実施等）(2)ヘによる出力抑制対象電力量とし，39（給電指令の実施等）(2)トによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，次の式により算定された値といたします。 発電量調整受電計画差対応補給電力量 ＝発電量調整受電計画電力量 －39（給電指令の実施等）(2)ヘによる出力抑制対象電力量 －発電量調整受電電力量 d　39（給電指令の実施等）(2)ホの場合の給電指令等および39（給電指令の実施等）(2)への場合の給電指令等により，同時に出力の抑制を実施した場合 (a)　発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が，39（給電指令の実施等）(2)ヘによる出力抑制対象電力量を下回る場合 39（給電指令の実施等）(2)ヘによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，次の式により算定された値とし，39（給電指令の実施等）(2)ホによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，零といたします。 発電量調整受電計画差対応補給電力量 ＝発電量調整受電計画電力量－発電量調整受電電力量 (b)　発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が，39（給電指令の実施等）(2)ヘによる出力抑制対象電力量と一致または上回る場合 39（給電指令の実施等）(2)ヘによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，39（給電指令の実施等）(2)ヘによる出力抑制対象電力量とし，39（給電指令の実施等）(2)ホによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，次の式により算定された値といたします。 発電量調整受電計画差対応補給電力量 ＝発電量調整受電計画電力量 －39（給電指令の実施等）(2)ヘによる出力抑制対象電力量	発電量調整受電計画差対応補給電力量 ＝発電量調整受電計画電力量－発電量調整受電電力量 (b)　発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が，39（給電指令の実施等）(2)ヘによる出力抑制対象電力量と一致または上回る場合 39（給電指令の実施等）(2)ヘによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，39（給電指令の実施等）(2)ヘによる出力抑制対象電力量とし，39（給電指令の実施等）(2)トによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，次の式により算定された値といたします。 発電量調整受電計画差対応補給電力量 ＝発電量調整受電計画電力量 －39（給電指令の実施等）(2)ヘによる出力抑制対象電力量 －発電量調整受電電力量 d　39（給電指令の実施等）(2)ホの場合の給電指令等および39（給電指令の実施等）(2)への場合の給電指令等により，同時に出力の抑制を実施した場合 (a)　発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が，39（給電指令の実施等）(2)ヘによる出力抑制対象電力量を下回る場合 39（給電指令の実施等）(2)ヘによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，次の式により算定された値とし，39（給電指令の実施等）(2)ホによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，零といたします。 発電量調整受電計画差対応補給電力量 ＝発電量調整受電計画電力量－発電量調整受電電力量 (b)　発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が，39（給電指令の実施等）(2)ヘによる出力抑制対象電力量と一致または上回る場合 39（給電指令の実施等）(2)ヘによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，39（給電指令の実施等）(2)ヘによる出力抑制対象電力量とし，39（給電指令の実施等）(2)ホによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，次の式により算定された値といたします。 発電量調整受電計画差対応補給電力量 ＝発電量調整受電計画電力量 －39（給電指令の実施等）(2)ヘによる出力抑制対象電力量

変更前（令和6年10月1日実施）	変更後（令和7年4月1日実施）
－発電量調整受電電力量 e　39（給電指令の実施等）(2)イ，ロ，ハまたはトの場合の給電指令等，39（給電指令の実施等）(2)ホの場合の給電指令等および 39（給電指令の実施等）(2)への場合の給電指令等により，同時に出力の抑制を実施した場合 (a)　発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が，39（給電指令の実施等）(2)へによる出力抑制対象電力量を下回る場合 39（給電指令の実施等）(2)へによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，次の式により算定された値とし，39（給電指令の実施等）(2)イ，ロ，ハまたはトによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給および 39（給電指令の実施等）(2)ホによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，零といたします。 発電量調整受電計画差対応補給電力量 ＝発電量調整受電計画電力量－発電量調整受電電力量 (b)　発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が，39（給電指令の実施等）(2)へによる出力抑制対象電力量と一致または上回り，かつ，39（給電指令の実施等）(2)へによる出力抑制対象電力量に 39（給電指令の実施等）(2)ホによる出力抑制対象電力量を加えた値を下回る場合 39（給電指令の実施等）(2)へによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，39（給電指令の実施等）(2)へによる出力抑制対象電力量とし，39（給電指令の実施等）(2)ホによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，次の式により算定された値とし，39（給電指令の実施等）(2)イ，ロ，ハまたはトによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，零といたします。 発電量調整受電計画差対応補給電力量 ＝発電量調整受電計画電力量 －39（給電指令の実施等）(2)へによる出力抑制対象電力量 －発電量調整受電電力量 (c)　発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が，39（給電指令の実施等）(2)へによる出力抑制対象電力量に 39（給電指令の実施等）(2)ホによる出力抑制対象電力量を加えた値と一致または上回る場合 39（給電指令の実施等）(2)ホによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，39（給電指令の実施等）(2)ホによる出力抑制対象電力量とし，39	－発電量調整受電電力量 e　39（給電指令の実施等）(2)イ，ロ，ハまたはトの場合の給電指令等，39（給電指令の実施等）(2)ホの場合の給電指令等および 39（給電指令の実施等）(2)への場合の給電指令等により，同時に出力の抑制を実施した場合 (a)　発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が，39（給電指令の実施等）(2)へによる出力抑制対象電力量を下回る場合 39（給電指令の実施等）(2)へによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，次の式により算定された値とし，39（給電指令の実施等）(2)イ，ロ，ハまたはトによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給および 39（給電指令の実施等）(2)ホによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，零といたします。 発電量調整受電計画差対応補給電力量 ＝発電量調整受電計画電力量－発電量調整受電電力量 (b)　発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が，39（給電指令の実施等）(2)へによる出力抑制対象電力量と一致または上回り，かつ，39（給電指令の実施等）(2)へによる出力抑制対象電力量に 39（給電指令の実施等）(2)ホによる出力抑制対象電力量を加えた値を下回る場合 39（給電指令の実施等）(2)へによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，39（給電指令の実施等）(2)へによる出力抑制対象電力量とし，39（給電指令の実施等）(2)ホによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，次の式により算定された値とし，39（給電指令の実施等）(2)イ，ロ，ハまたはトによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，零といたします。 発電量調整受電計画差対応補給電力量 ＝発電量調整受電計画電力量 －39（給電指令の実施等）(2)へによる出力抑制対象電力量 －発電量調整受電電力量 (c)　発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が，39（給電指令の実施等）(2)へによる出力抑制対象電力量に 39（給電指令の実施等）(2)ホによる出力抑制対象電力量を加えた値と一致または上回る場合 39（給電指令の実施等）(2)ホによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，39（給電指令の実施等）(2)ホによる出力抑制対象電力量とし，39

変更前（令和６年10月１日実施）	変更後（令和７年４月１日実施）
（給電指令の実施等）(2)へによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，39（給電指令の実施等）(2)へによる出力抑制対象電力量とし，39（給電指令の実施等）(2)イ，ロ，ハまたはトによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，次の式により算定された値といたします。 発電量調整受電計画差対応補給電力量 ＝発電量調整受電計画電力量 －39（給電指令の実施等）(2)ホによる出力抑制対象電力量 －39（給電指令の実施等）(2)へによる出力抑制対象電力量 －発電量調整受電電力量	（給電指令の実施等）(2)へによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，39（給電指令の実施等）(2)へによる出力抑制対象電力量とし，39（給電指令の実施等）(2)イ，ロ，ハまたはトによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，次の式により算定された値といたします。 発電量調整受電計画差対応補給電力量 ＝発電量調整受電計画電力量 －39（給電指令の実施等）(2)ホによる出力抑制対象電力量 －39（給電指令の実施等）(2)へによる出力抑制対象電力量 －発電量調整受電電力量
(21)　発電量調整受電計画差対応余剰電力量 発電量調整受電計画差対応余剰電力量は，発電バランシンググループごとにイまたはロによって算定された値の合計といたします。 イ　発電量調整供給に係る発電設備等が調整電源に該当する場合で，(2)イにより計量された30分ごとの発電量調整受電電力量が(4)イにより通知されたその30分における発電量調整受電計画電力量を上回るときに，30分ごとに，次の式により算定された値といたします。ただし，発電量調整受電計画差対応余剰電力量の算定上，調整電源の故障等が発生した場合を除き，(2)イにかかわらず，その30分ごとの発電量調整受電計画電力量をその30分ごとの発電量調整受電電力量とみなします。 発電量調整受電計画差対応余剰電力量 ＝発電量調整受電電力量－発電量調整受電計画電力量	(21)　発電量調整受電計画差対応余剰電力量 発電量調整受電計画差対応余剰電力量は，発電バランシンググループごとにイまたはロによって算定された値の合計といたします。 イ　発電量調整供給に係る発電設備等が調整電源に該当する場合で，(2)イにより計量された30分ごとの発電量調整受電電力量が(4)イにより通知されたその30分における発電量調整受電計画電力量を上回るときに，30分ごとに，次の式により算定された値といたします。ただし，発電量調整受電計画差対応余剰電力量の算定上，調整電源の故障等が発生した場合を除き，(2)イにかかわらず，その30分ごとの発電量調整受電計画電力量をその30分ごとの発電量調整受電電力量とみなします。 発電量調整受電計画差対応余剰電力量 ＝発電量調整受電電力量－発電量調整受電計画電力量
ロ　発電量調整供給に係る発電設備等が調整電源に該当しない場合で，(2)ロにより計量された30分ごとの発電量調整受電電力量が(4)ロにより通知されたその 30 分における発電量調整受電計画電力量を上回るときに，30分ごとに，次の式により算定された値といたします。ただし，当社が指定する要件を有する発電設備等であって別途当社と給電指令時補給電力料金に関する契約を締結する設備に対して出力の抑制を実施し，給電指令時補給を行なった場合，39（給電指令の実施等）(2)イの場合で，原則として30分ごとの実需給の開始時刻の１時間前以降に発電量調整供給に係る発電設備等に対してＮ－1 電制を実施し，給電指令時補給を行なったとき，39（給電指令の実施等）(2)ホの場合で，発電量調整供給に係る発電設備等に対して出力の抑制を実施し，給電指令時補給を行なったときまたは 39（給電指令の実施等）(2)への場合で，ファーム電源に対して出力の抑制を実施し，給電指令時補給を行なったときは，発電量調整受電計画差対応余剰電力量の算定上，(2)ロにかかわらず，当該発電設備等の30分ごとの発電量調整受電計画電力量を当該受電地点における30分ごとの発電量調整受電電力量とみなします。この場合，当該発電設備等の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量の算定上，当該受電地点のみによる発電バランシンググループが設定されているとみなし，その発電量調整受電計画差対応補給電力量の算定は，(20)ロによるものといたします。	ロ　発電量調整供給に係る発電設備等が調整電源に該当しない場合で，(2)ロにより計量された30分ごとの発電量調整受電電力量が(4)ロにより通知されたその 30 分における発電量調整受電計画電力量を上回るときに，30分ごとに，次の式により算定された値といたします。ただし，当社が指定する要件を有する発電設備等であって別途当社と給電指令時補給電力料金に関する契約を締結する設備に対して出力の抑制を実施し，給電指令時補給を行なった場合，39（給電指令の実施等）(2)イの場合で，原則として30分ごとの実需給の開始時刻の１時間前以降に発電量調整供給に係る発電設備等に対してＮ－1 電制を実施し，給電指令時補給を行なったとき，39（給電指令の実施等）(2)ホの場合で，発電量調整供給に係る発電設備等に対して出力の抑制を実施し，給電指令時補給を行なったときまたは 39（給電指令の実施等）(2)への場合で，ファーム電源に対して出力の抑制を実施し，給電指令時補給を行なったときは，発電量調整受電計画差対応余剰電力量の算定上，(2)ロにかかわらず，当該発電設備等の30分ごとの発電量調整受電計画電力量を当該受電地点における30分ごとの発電量調整受電電力量とみなします。この場合，当該発電設備等の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量の算定上，当該受電地点のみによる発電バランシンググループが設定されているとみなし，その発電量調整受電計画差対応補給電力量の算定は，(20)ロによるものといたします。

変更前（令和６年10月１日実施）	変更後（令和７年４月１日実施）
発電量調整受電計画差対応余剰電力量 ＝発電量調整受電電力量－発電量調整受電計画電力量	発電量調整受電計画差対応余剰電力量 ＝発電量調整受電電力量－発電量調整受電計画電力量
(22)　接続対象計画差対応補給電力量 接続対象計画差対応補給電力量は，30分ごとの接続対象電力量がその30分における接続対象計画電力量を上回る場合に，30分ごとに，次の式により算定された値といたします。ただし，接続対象計画差対応補給電力量の算定上，調整負荷の使用に係る調整を行なった場合は，(8)にかかわらず，当該供給地点で計量された30分ごとの電力量に当社または当社の供給区域で事業を営む配電事業者が行なった電気の使用に係る調整にもとづきその30分ごとに算定された値を加えた値を，当該供給地点におけるその30分ごとの接続供給電力量とみなし，接続対象電力量を算定いたします。 接続対象計画差対応補給電力量＝接続対象電力量－接続対象計画電力量	(22)　接続対象計画差対応補給電力量 接続対象計画差対応補給電力量は，30分ごとの接続対象電力量がその30分における接続対象計画電力量を上回る場合に，30分ごとに，次の式により算定された値といたします。ただし，接続対象計画差対応補給電力量の算定上，調整負荷の使用に係る調整を行なった場合は，(8)にかかわらず，当該供給地点で計量された30分ごとの電力量に当社または当社の供給区域で事業を営む配電事業者が行なった電気の使用に係る調整にもとづきその30分ごとに算定された値を加えた値を，当該供給地点におけるその30分ごとの接続供給電力量とみなし，接続対象電力量を算定いたします。 接続対象計画差対応補給電力量＝接続対象電力量－接続対象計画電力量
(23)　接続対象計画差対応余剰電力量 接続対象計画差対応余剰電力量は，30分ごとの接続対象電力量がその30分における接続対象計画電力量を下回る場合に，30分ごとに，次の式により算定された値といたします。ただし，接続対象計画差対応余剰電力量の算定上，調整負荷の使用に係る調整を行なった場合は，(8)にかかわらず，当該供給地点で計量された30分ごとの電力量に当社または当社の供給区域で事業を営む配電事業者が行なった電気の使用に係る調整にもとづきその30分ごとに算定された値を加えた値を，当該供給地点におけるその30分ごとの接続供給電力量とみなし，接続対象電力量を算定いたします。 接続対象計画差対応余剰電力量＝接続対象計画電力量－接続対象電力量	(23)　接続対象計画差対応余剰電力量 接続対象計画差対応余剰電力量は，30分ごとの接続対象電力量がその30分における接続対象計画電力量を下回る場合に，30分ごとに，次の式により算定された値といたします。ただし，接続対象計画差対応余剰電力量の算定上，調整負荷の使用に係る調整を行なった場合は，(8)にかかわらず，当該供給地点で計量された30分ごとの電力量に当社または当社の供給区域で事業を営む配電事業者が行なった電気の使用に係る調整にもとづきその30分ごとに算定された値を加えた値を，当該供給地点におけるその30分ごとの接続供給電力量とみなし，接続対象電力量を算定いたします。 接続対象計画差対応余剰電力量＝接続対象計画電力量－接続対象電力量
(24)　需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量 需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量は，30分ごとの(14)の需要抑制量調整受電電力量がその30分における(16)の需要抑制量調整受電計画電力量を下回る場合に，需要抑制バランシンググループごとに，30分ごとに，次の式により算定された値の合計といたします。ただし，需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量の算定上，調整負荷の使用に係る調整を行なった場合は，(14)イまたはロにかかわらず，当該需要場所に係る接続供給電力量を損失率で修正した値が，ベースラインを上回るとき，またはベースラインを下回り，かつ，ベースラインから需要抑制量調整受電計画電力量を差し引いた値を上回るときは，当該需要場所に係る需要抑制量調整受電計画電力量を当該需要場所に係る需要抑制量調整受電電力量とみなします。 需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量 ＝需要抑制量調整受電計画電力量－需要抑制量調整受電電力量 ただし，需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量の算定方法として(14)ロを適用している場合で，30分ごとの(14)の需要抑制量調整受電電力量が零となるときの上式は，次のとおりといたします。	(24)　需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量 需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量は，30分ごとの(14)の需要抑制量調整受電電力量がその30分における(16)の需要抑制量調整受電計画電力量を下回る場合に，需要抑制バランシンググループごとに，30分ごとに，次の式により算定された値の合計といたします。ただし，需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量の算定上，調整負荷の使用に係る調整を行なった場合は，(14)イまたはロにかかわらず，当該需要場所に係る接続供給電力量を損失率で修正した値が，ベースラインを上回るとき，またはベースラインを下回り，かつ，ベースラインから需要抑制量調整受電計画電力量を差し引いた値を上回るときは，当該需要場所に係る需要抑制量調整受電計画電力量を当該需要場所に係る需要抑制量調整受電電力量とみなします。 需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量 ＝需要抑制量調整受電計画電力量－需要抑制量調整受電電力量 ただし，需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量の算定方法として(14)ロを適用している場合で，30分ごとの(14)の需要抑制量調整受電電力量が零となるときの上式は，次のとおりといたします。

変更前（令和６年 10 月１日実施）	変更後（令和７年４月１日実施）
需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量 ＝需要抑制量調整受電計画電力量 ＋｛接続供給電力量×　1 ／（1 － 損失率（32〔損失率〕に定める損失率といたします。））｝ －ベースライン	需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量 ＝需要抑制量調整受電計画電力量 ＋｛接続供給電力量×　1 ／（1 － 損失率（32〔損失率〕に定める損失率といたします。））｝ －ベースライン
(25)　需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量 需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量は，30 分ごとの(14)の需要抑制量調整受電電力量がその 30 分における(16)の需要抑制量調整受電計画電力量を上回る場合に，需要抑制バランシンググループごとに，30 分ごとに，次の式により算定された値の合計といたします。ただし，需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量の算定上，調整負荷の使用に係る調整を行なった場合は，(14)ロにかかわらず，当該需要場所に係る接続供給電力量を損失率で修正した値が，ベースラインの値から需要抑制量調整受電計画電力量を差し引いた値を下回るときは，当該需要場所に係る需要抑制量調整受電計画電力量を当該需要場所に係る需要抑制量調整受電電力量とみなします。	(25)　需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量 需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量は，30 分ごとの(14)の需要抑制量調整受電電力量がその 30 分における(16)の需要抑制量調整受電計画電力量を上回る場合に，需要抑制バランシンググループごとに，30 分ごとに，次の式により算定された値の合計といたします。ただし，需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量の算定上，調整負荷の使用に係る調整を行なった場合は，(14)ロにかかわらず，当該需要場所に係る接続供給電力量を損失率で修正した値が，ベースラインの値から需要抑制量調整受電計画電力量を差し引いた値を下回るときは，当該需要場所に係る需要抑制量調整受電計画電力量を当該需要場所に係る需要抑制量調整受電電力量とみなします。
需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量 ＝需要抑制量調整受電電力量－需要抑制量調整受電計画電力量	需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量 ＝需要抑制量調整受電電力量－需要抑制量調整受電計画電力量
(26)　定額接続送電サービスの適用を受ける場合の電力量は，別表 9（電力量の協定）を基準として，あらかじめ契約者と当社との協議によって定めます。この場合，協議により定めた値を，供給地点で計量された電力量といたします。	(26)　定額接続送電サービスの適用を受ける場合の電力量は，別表 9（電力量の協定）を基準として，あらかじめ契約者と当社との協議によって定めます。この場合，協議により定めた値を，供給地点で計量された電力量といたします。
(27)　定額接続送電サービスの適用を受ける場合を除き，技術上，経済上やむをえない場合等特別の事情がある場合で，計量器を取り付けないときの電力量または最大需要電力等は，別表 9（電力量の協定）を基準として，あらかじめ契約者と当社との協議（分割接続供給の場合は，双方の契約者と当社との協議といたします。）によって定めます。この場合，協議により定めた値を，供給地点で計量された電力量または最大需要電力等といたします。	(27)　定額接続送電サービスの適用を受ける場合を除き，技術上，経済上やむをえない場合等特別の事情がある場合で，計量器を取り付けないときの電力量または最大需要電力等は，別表 9（電力量の協定）を基準として，あらかじめ契約者と当社との協議（分割接続供給の場合は，双方の契約者と当社との協議といたします。）によって定めます。この場合，協議により定めた値を，供給地点で計量された電力量または最大需要電力等といたします。
(28)　28（検針日）(2)または(4)の場合で，検針を行なわなかったときの電力量，最大連系電力等または最大需要電力等は，別表 9（電力量の協定）を基準として，契約者または発電契約者と当社との協議（分割接続供給の場合は，双方の契約者と当社との協議といたします。）によって定めます。この場合，協議により定めた値を，受電地点または供給地点で計量された電力量，最大連系電力等または最大需要電力等といたします。	(28)　28（検針日）(2)または(4)の場合で，検針を行なわなかったときの電力量，最大連系電力等または最大需要電力等は，別表 9（電力量の協定）を基準として，契約者または発電契約者と当社との協議（分割接続供給の場合は，双方の契約者と当社との協議といたします。）によって定めます。この場合，協議により定めた値を，受電地点または供給地点で計量された電力量，最大連系電力等または最大需要電力等といたします。
(29)　15（供給および契約の単位）(1)において，１需要場所または１発電場所につき，複数計量をもって託送供給または発電量調整供給を行なう場合で，特別の事情があるときは，その需要場所または発電場所における 30 分ごとの電力および電力量の算定は，計量器ごとに計量された電力および電力量をそれぞれ 30 分ごとに合計することがあります。	(29)　15（供給および契約の単位）(1)において，１需要場所または１発電場所につき，複数計量をもって託送供給または発電量調整供給を行なう場合で，特別の事情があるときは，その需要場所または発電場所における 30 分ごとの電力および電力量の算定は，計量器ごとに計量された電力および電力量をそれぞれ 30 分ごとに合計することがあります。
(30)　その他，電力量の算定を行なうために必要な事項については，あらかじめ契約者，発電契約者または需要抑制契約者と当社との協議によって定めます。	(30)　その他，電力量の算定を行なうために必要な事項については，あらかじめ契約者，発電契約者または需要抑制契約者と当社との協議（分割接続供給の場合は，双方の契約者と当社との協議といたします。）によって定め

変更前（令和6年10月1日実施）	変更後（令和7年4月1日実施）
(31)　計量器の故障等により電力量，最大連系電力等または最大需要電力等を正しく計量できない場合には，電力量，最大連系電力等または最大需要電力等は，別表 9（電力量の協定）を基準として，契約者または発電契約者と当社との協議（分割接続供給の場合は，双方の契約者と当社との協議といたします。）によって定めます。この場合，協議により定めた値を，受電地点または供給地点で計量された電力量，最大連系電力等または最大需要電力等といたします。ただし，その1月の電力量の合計が計量できている場合で，30分ごとの電力量を正しく計量できないときまたは計量情報等を伝送することができないときは，30分ごとの電力量は，原則として，別表9（電力量の協定）(3)を基準として定め，定めた値を，受電地点または供給地点で計量された電力量といたします。	ます。 (31)　計量器の故障等により電力量，最大連系電力等または最大需要電力等を正しく計量できない場合には，電力量，最大連系電力等または最大需要電力等は，別表 9（電力量の協定）を基準として，契約者または発電契約者と当社との協議（分割接続供給の場合は，双方の契約者と当社との協議といたします。）によって定めます。この場合，協議により定めた値を，受電地点または供給地点で計量された電力量，最大連系電力等または最大需要電力等といたします。ただし，その1月の電力量の合計が計量できている場合で，30分ごとの電力量を正しく計量できないときまたは計量情報等を伝送することができないときは，30分ごとの電力量は，原則として，別表9（電力量の協定）(3)を基準として定め，定めた値を，受電地点または供給地点で計量された電力量といたします。
32　損　失　率 この約款で用いる損失率は，次のとおりといたします。	**32　損　失　率** この約款で用いる損失率は，次のとおりといたします。
低圧で供給する場合　7.9パーセント 高圧で供給する場合　4.7パーセント 特別高圧で供給する場合　2.0パーセント	低圧で供給する場合　7.9パーセント 高圧で供給する場合　4.7パーセント 特別高圧で供給する場合　2.0パーセント
33　料 金 の 算 定 (1)　送電サービス料金，系統連系受電サービス料金，発電量調整受電計画差対応補給電力料金，発電量調整受電計画差対応余剰電力料金，接続対象計画差対応補給電力料金，接続対象計画差対応余剰電力料金，需要抑制量調整受電計画差対応補給電力料金，需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力料金および給電指令時補給電力料金は，次の場合を除き，料金の算定期間を「1月」として算定いたします。 イ　接続供給，発電量調整供給もしくは需要抑制量調整供給を開始し，または接続供給契約，発電量調整供給契約，系統連系受電契約もしくは需要抑制量調整供給契約が消滅した場合 ロ　契約者が供給地点を新たに設定し，供給地点への接続供給を再開し，もしくは停止し，または供給地点を消滅させる場合 ハ　発電契約者が受電地点を新たに設定し，受電地点からの発電量調整供給を再開し，もしくは停止し，または受電地点を消滅させる場合 ニ　接続送電サービスの種別，臨時接続送電サービスの種別，予備送電サービスの種別，接続送電サービス契約電力，接続送電サービス契約電流，接続送電サービス契約容量，臨時接続送電サービス契約電流，臨時接続送電サービス契約容量，臨時接続送電サービス契約電力，予備送電サービス契約電力，ピークシフト電力，契約受電電力，同時最大受電電力等を変更したことにより，料金に変更があった場合 ホ　29（料金の算定期間）(1)イの場合で供給側検針期間の日数がその供給側検針期間の始期に対応する検針の基準となる日の属する月の日数に対し，5日を上回り，または下回るとき。 ヘ　29（料金の算定期間）(1)ロの場合で供給側計量期間の日数がその供給側計量期間の始期に対応する検針の基準となる日の属する月の日数に対し，5日を上回り，または下回るとき。	**33　料 金 の 算 定** (1)　送電サービス料金，系統連系受電サービス料金，発電量調整受電計画差対応補給電力料金，発電量調整受電計画差対応余剰電力料金，接続対象計画差対応補給電力料金，接続対象計画差対応余剰電力料金，需要抑制量調整受電計画差対応補給電力料金，需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力料金および給電指令時補給電力料金は，次の場合を除き，料金の算定期間を「1月」として算定いたします。 イ　接続供給，発電量調整供給もしくは需要抑制量調整供給を開始し，または接続供給契約，発電量調整供給契約，系統連系受電契約もしくは需要抑制量調整供給契約が消滅した場合 ロ　契約者が供給地点を新たに設定し，供給地点への接続供給を再開し，もしくは停止し，または供給地点を消滅させる場合 ハ　発電契約者が受電地点を新たに設定し，受電地点からの発電量調整供給を再開し，もしくは停止し，または受電地点を消滅させる場合 ニ　接続送電サービスの種別，臨時接続送電サービスの種別，予備送電サービスの種別，接続送電サービス契約電力，接続送電サービス契約電流，接続送電サービス契約容量，臨時接続送電サービス契約電流，臨時接続送電サービス契約容量，臨時接続送電サービス契約電力，予備送電サービス契約電力，ピークシフト電力，契約受電電力，同時最大受電電力等を変更したことにより，料金に変更があった場合 ホ　29（料金の算定期間）(1)イの場合で供給側検針期間の日数がその供給側検針期間の始期に対応する検針の基準となる日の属する月の日数に対し，5日を上回り，または下回るとき。 ヘ　29（料金の算定期間）(1)ロの場合で供給側計量期間の日数がその供給側計量期間の始期に対応する検針の基準となる日の属する月の日数に対し，5日を上回り，または下回るとき。

変更前（令和6年10月1日実施）	変更後（令和7年4月1日実施）
ト　29（料金の算定期間）(2)イの場合で受電側検針期間の日数がその受電側検針期間の始期に対応する検針の基準となる日の属する月の日数に対し，5日を上回り，または下回るとき。	ト　29（料金の算定期間）(2)イの場合で受電側検針期間の日数がその受電側検針期間の始期に対応する検針の基準となる日の属する月の日数に対し，5日を上回り，または下回るとき。
チ　29（料金の算定期間）(2)ロの場合で受電側計量期間の日数がその受電側計量期間の始期に対応する検針の基準となる日の属する月の日数に対し，5日を上回り，または下回るとき。	チ　29（料金の算定期間）(2)ロの場合で受電側計量期間の日数がその受電側計量期間の始期に対応する検針の基準となる日の属する月の日数に対し，5日を上回り，または下回るとき。
リ　分割接続供給を開始し，または解消したとき。	リ　分割接続供給を開始し，または解消したとき。
(2)　当社は，(1)ロ，ハ，ニ，ホ，ヘ，ト，チまたはリの場合は，基本料金，定額接続送電サービスの料金，予備送電サービス料金，ピークシフト割引額および系統設備効率化割引額について，次の式により日割計算をいたします。	(2)　当社は，(1)ロ，ハ，ニ，ホ，ヘ，ト，チまたはリの場合は，基本料金，定額接続送電サービスの料金，予備送電サービス料金，ピークシフト割引額および系統設備効率化割引額について，次の式により日割計算をいたします。
イ　基本料金，定額接続送電サービスの料金または予備送電サービス料金を日割りする場合 1月の該当料金×$\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{供給側検針期間または受電側検針期間の日数}}$ ただし，(1)ホ，ヘ，トまたはチに該当する場合は， 1月の該当料金×$\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$ といたします。	イ　基本料金，定額接続送電サービスの料金または予備送電サービス料金を日割りする場合 1月の該当料金×$\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{供給側検針期間または受電側検針期間の日数}}$ ただし，(1)ホ，ヘ，トまたはチに該当する場合は， 1月の該当料金×$\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$ といたします。
ロ　ピークシフト割引額または系統設備効率化割引額を日割りする場合 1月の該当割引額×$\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{供給側検針期間または受電側検針期間の日数}}$ ただし，(1)ホ，ヘ，トまたはチに該当する場合は， 1月の該当割引額×$\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$ といたします。	ロ　ピークシフト割引額または系統設備効率化割引額を日割りする場合 1月の該当割引額×$\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{供給側検針期間または受電側検針期間の日数}}$ ただし，(1)ホ，ヘ，トまたはチに該当する場合は， 1月の該当割引額×$\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$ といたします。
(3)　(1)ロの場合により日割計算をするときは，日割計算対象日数には契約者が供給地点を新たに設定する日および再開日を含み，停止日および消滅日を除きます。 また，(1)ニの場合により日割計算をするときは，変更後の料金は，変更のあった日から適用いたします。	(3)　(1)ロの場合により日割計算をするときは，日割計算対象日数には契約者が供給地点を新たに設定する日および再開日を含み，停止日および消滅日を除きます。 また，(1)ニの場合により日割計算をするときは，変更後の料金は，変更のあった日から適用いたします。
(4)　(1)ハの場合により日割計算をするときは，日割計算対象日数には発電契約者が受電地点を新たに設定する日および再開日を含み，停止日および消滅日を除きます。 また，(1)ニの場合により日割計算をするときは，変更後の料金は，変更のあった日から適用いたします。	(4)　(1)ハの場合により日割計算をするときは，日割計算対象日数には発電契約者が受電地点を新たに設定する日および再開日を含み，停止日および消滅日を除きます。 また，(1)ニの場合により日割計算をするときは，変更後の料金は，変更のあった日から適用いたします。
(5)　契約者が供給地点を新たに設定し，もしくは供給地点を消滅させる場合，または発電契約者が受電地点を新たに設定し，もしくは受電地点を消滅させる場合の(2)イおよびロにいう供給側検針期間または受電側検針期間の日数は，次のとおりといたします。	(5)　契約者が供給地点を新たに設定し，もしくは供給地点を消滅させる場合，または発電契約者が受電地点を新たに設定し，もしくは受電地点を消滅させる場合の(2)イおよびロにいう供給側検針期間または受電側検針期間の日数は，次のとおりといたします。
イ　供給地点または受電地点を新たに設定した場合 供給地点または受電地点を新たに設定した日の直前のその供給地点または受電地点の属する検針区域の検針日から，その供給地点または受電地点を新たに設定した直後の検針日の前日までの日数といたします。	イ　供給地点または受電地点を新たに設定した場合 供給地点または受電地点を新たに設定した日の直前のその供給地点または受電地点の属する検針区域の検針日から，その供給地点または受電地点を新たに設定した直後の検針日の前日までの日数といたします。
ロ　供給地点または受電地点を消滅させる場合 消滅日の直前の検針日から，当社が次回の検針日として契約者または発電契約者にあらかじめお知らせした日の前日までの日数といたします。	ロ　供給地点または受電地点を消滅させる場合 消滅日の直前の検針日から，当社が次回の検針日として契約者または発電契約者にあらかじめお知らせした日の前日までの日数といたします。

変更前（令和６年10月１日実施）	変更後（令和７年４月１日実施）
(6)　定額接続送電サービスの適用を受ける場合または 31（電力および電力量の算定）(27)の場合は，契約者が供給地点を新たに設定し，または供給地点を消滅させるときの(2)イおよびロにいう供給側検針期間の日数は，(5)に準ずるものといたします。この場合，(5)にいう検針日は，その供給地点の属する検針区域の検針日とし，当社が次回の検針日として契約者にあらかじめお知らせした日は，消滅日の直後のその供給地点の属する検針区域の検針日といたします。	(6)　定額接続送電サービスの適用を受ける場合または 31（電力および電力量の算定）(27)の場合は，契約者が供給地点を新たに設定し，または供給地点を消滅させるときの(2)イおよびロにいう供給側検針期間の日数は，(5)に準ずるものといたします。この場合，(5)にいう検針日は，その供給地点の属する検針区域の検針日とし，当社が次回の検針日として契約者にあらかじめお知らせした日は，消滅日の直後のその供給地点の属する検針区域の検針日といたします。
(7)　29（料金の算定期間）(1)ロの場合は，(2)イおよびロにいう供給側検針期間の日数は，供給側計量期間の日数といたします。ただし，契約者が供給地点を新たに設定し，または供給地点を消滅させる場合の(2)イおよびロにいう供給側検針期間の日数は，(5)に準ずるものといたします。この場合，(5)にいう検針日は，計量日といたします。	(7)　29（料金の算定期間）(1)ロの場合は，(2)イおよびロにいう供給側検針期間の日数は，供給側計量期間の日数といたします。ただし，契約者が供給地点を新たに設定し，または供給地点を消滅させる場合の(2)イおよびロにいう供給側検針期間の日数は，(5)に準ずるものといたします。この場合，(5)にいう検針日は，計量日といたします。
(8)　29（料金の算定期間）(2)ロの場合は，(2)イおよびロにいう受電側検針期間の日数は，受電側計量期間の日数といたします。ただし，発電契約者が受電地点を新たに設定し，または受電地点を消滅させる場合の(2)イおよびロにいう受電側検針期間の日数は，(5)に準ずるものといたします。この場合，(5)にいう検針日は，計量日といたします。	(8)　29（料金の算定期間）(2)ロの場合は，(2)イおよびロにいう受電側検針期間の日数は，受電側計量期間の日数といたします。ただし，発電契約者が受電地点を新たに設定し，または受電地点を消滅させる場合の(2)イおよびロにいう受電側検針期間の日数は，(5)に準ずるものといたします。この場合，(5)にいう検針日は，計量日といたします。
(9)　契約者が供給地点を新たに設定し，もしくは供給地点を消滅させる場合，または発電契約者が受電地点を新たに設定し，もしくは受電地点を消滅させる場合の(2)イおよびロにいう暦日数は，次のとおりといたします。 イ　供給地点または受電地点を新たに設定した場合 その供給地点または受電地点の属する検針区域の検針の基準となる日（その供給地点または受電地点を新たに設定した日が含まれる供給側検針期間または受電側検針期間の始期に対応するものといたします。）の属する月の日数といたします。 ロ　供給地点または受電地点を消滅させる場合 その供給地点または受電地点の属する検針区域の検針の基準となる日（消滅日の前日が含まれる供給側検針期間または受電側検針期間の始期に対応するものといたします。）の属する月の日数といたします。	(9)　契約者が供給地点を新たに設定し，もしくは供給地点を消滅させる場合，または発電契約者が受電地点を新たに設定し，もしくは受電地点を消滅させる場合の(2)イおよびロにいう暦日数は，次のとおりといたします。 イ　供給地点または受電地点を新たに設定した場合 その供給地点または受電地点の属する検針区域の検針の基準となる日（その供給地点または受電地点を新たに設定した日が含まれる供給側検針期間または受電側検針期間の始期に対応するものといたします。）の属する月の日数といたします。 ロ　供給地点または受電地点を消滅させる場合 その供給地点または受電地点の属する検針区域の検針の基準となる日（消滅日の前日が含まれる供給側検針期間または受電側検針期間の始期に対応するものといたします。）の属する月の日数といたします。
(10)　高圧または特別高圧で供給する場合で，力率に変更があるときは，次により基本料金を算定いたします。 イ　力率に変更を生ずるような負荷設備の変更等がある場合は，その前後の力率にもとづいて，(2)イにより日割計算をいたします。 ロ　負荷設備の変更等がない場合で，協議によって力率を変更するときは，変更の日を含むその１月から変更後の力率によります。	(10)　高圧または特別高圧で供給する場合で，力率に変更があるときは，次により基本料金を算定いたします。 イ　力率に変更を生ずるような負荷設備の変更等がある場合は，その前後の力率にもとづいて，(2)イにより日割計算をいたします。 ロ　負荷設備の変更等がない場合で，協議によって力率を変更するときは，変更の日を含むその１月から変更後の力率によります。
(11)　供給地点への接続供給または受電地点における発電量調整供給の停止期間中の料金の日割計算を行なう場合は，(2)イおよびロの日割計算対象日数は，停止期間中の日数といたします。この場合，停止期間中の日数には，接続供給または発電量調整供給を停止した日を含み，接続供給または発電量調整供給を再開した日は含みません。また，停止日に接続供給または発電量調整供給を再開する場合は，その日は停止期間中の日数には含みません。	(11)　供給地点への接続供給または受電地点における発電量調整供給の停止期間中の料金の日割計算を行なう場合は，(2)イおよびロの日割計算対象日数は，停止期間中の日数といたします。この場合，停止期間中の日数には，接続供給または発電量調整供給を停止した日を含み，接続供給または発電量調整供給を再開した日は含みません。また，停止日に接続供給または発電量調整供給を再開する場合は，その日は停止期間中の日数には含みません。
(12)　当社が分割接続供給を行なう供給地点において，それぞれの契約者に係る接続送電サービス料金の合計と，1供給地点につき，1 接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービス料金との間に差が生ずるときは，原則として，次のとおり接続送電サービス料金の調整を行ないます。 イ　15（供給および契約の単位）(2)イにより当社が分割接続供給を行なう場合 (イ)　それぞれの契約者に係る接続送電サービス料金の合計額が，1供給地点につき，1接続送電サービスを適	(12)　当社が分割接続供給を行なう供給地点において，それぞれの契約者に係る接続送電サービス料金の合計と，1供給地点につき，1 接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービス料金との間に差が生ずるときは，原則として，次のとおり接続送電サービス料金の調整を行ないます。 イ　15（供給および契約の単位）(2)イにより当社が分割接続供給を行なう場合 (イ)　それぞれの契約者に係る接続送電サービス料金の合計額が，1供給地点につき，1接続送電サービスを適

変更前（令和6年10月1日実施）	変更後（令和7年4月1日実施）
用した場合の接続送電サービス料金を上回る場合は，その差額を非需要追随供給者に係る接続送電サービス料金から差し引きます。	用した場合の接続送電サービス料金を上回る場合は，その差額を非需要追随供給者に係る接続送電サービス料金から差し引きます。
(ロ) それぞれの契約者に係る接続送電サービス料金の合計額が，1供給地点につき，1接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービス料金を下回る場合は，その差額を非需要追随供給者に係る接続送電サービス料金に加算いたします。	(ロ) それぞれの契約者に係る接続送電サービス料金の合計額が，1供給地点につき，1接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービス料金を下回る場合は，その差額を非需要追随供給者に係る接続送電サービス料金に加算いたします。
ロ 15（供給および契約の単位）(2)ロにより当社が分割接続供給を行なう場合	ロ 15（供給および契約の単位）(2)ロにより当社が分割接続供給を行なう場合
(イ) それぞれの契約者に係る接続送電サービス料金の合計額が，1供給地点につき，1接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービス料金を上回る場合は，その差額をあらかじめ定めた契約者に係る接続送電サービス料金から差し引きます。	(イ) それぞれの契約者に係る接続送電サービス料金の合計額が，1供給地点につき，1接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービス料金を上回る場合は，その差額をあらかじめ定めた契約者に係る接続送電サービス料金から差し引きます。
(ロ) それぞれの契約者に係る接続送電サービス料金の合計額が，1供給地点につき，1接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービス料金を下回る場合は，その差額をあらかじめ定めた契約者に係る接続送電サービス料金に加算いたします。	(ロ) それぞれの契約者に係る接続送電サービス料金の合計額が，1供給地点につき，1接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービス料金を下回る場合は，その差額をあらかじめ定めた契約者に係る接続送電サービス料金に加算いたします。
(13) 当社が分割接続供給を行なう供給地点において，それぞれの契約者に係る臨時接続送電サービス料金の合計と，1供給地点につき，1臨時接続送電サービスを適用した場合の臨時接続送電サービス料金との間に差が生ずるときは，(12)に準じて臨時接続送電サービス料金の調整を行ないます。	(13) 当社が分割接続供給を行なう供給地点において，それぞれの契約者に係る臨時接続送電サービス料金の合計と，1供給地点につき，1臨時接続送電サービスを適用した場合の臨時接続送電サービス料金との間に差が生ずるときは，(12)に準じて臨時接続送電サービス料金の調整を行ないます。
(14) 当社が分割接続供給を行なう供給地点において，予備送電サービスをあわせて適用し，それぞれの契約者に係る予備送電サービス料金の合計と，1供給地点につき，1予備送電サービスを適用した場合の予備送電サービス料金との間に差が生ずるときは，(12)に準じて予備送電サービス料金の調整を行ないます。	(14) 当社が分割接続供給を行なう供給地点において，予備送電サービスをあわせて適用し，それぞれの契約者に係る予備送電サービス料金の合計と，1供給地点につき，1予備送電サービスを適用した場合の予備送電サービス料金との間に差が生ずるときは，(12)に準じて予備送電サービス料金の調整を行ないます。
34 支払義務の発生および支払期日	**34 支払義務の発生および支払期日**
(1) 日程等別料金の支払義務は，18（料金）(1)ロに定める供給側料金算定日に発生いたします。	(1) 日程等別料金の支払義務は，18（料金）(1)ロに定める供給側料金算定日に発生いたします。
(2) 系統連系受電サービス料金の支払義務は，18（料金）(3)ロに定める受電側料金算定日に発生いたします。	(2) 系統連系受電サービス料金の支払義務は，18（料金）(3)ロに定める受電側料金算定日に発生いたします。
(3) 発電量調整受電計画差対応補給電力料金，発電量調整受電計画差対応余剰電力料金，接続対象計画差対応補給電力料金，接続対象計画差対応余剰電力料金，需要抑制量調整受電計画差対応補給電力料金，需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力料金および給電指令時補給電力料金の支払義務は，特別の事情がある場合を除き，料金の算定期間の翌々月の第5営業日（営業日は当社が定めます。）に発生いたします。ただし，28（検針日）(5)の場合で，料金の算定期間の翌々月の第5営業日以降に実際に検針を行なった場合，または31（電力および電力量の算定）(31)の場合で，料金の算定期間の翌々月の第5営業日以降に電力量を協議によって定めた場合は，その日といたします。	(3) 発電量調整受電計画差対応補給電力料金，発電量調整受電計画差対応余剰電力料金，接続対象計画差対応補給電力料金，接続対象計画差対応余剰電力料金，需要抑制量調整受電計画差対応補給電力料金，需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力料金および給電指令時補給電力料金の支払義務は，特別の事情がある場合を除き，料金の算定期間の翌々月の第5営業日（営業日は当社が定めます。）に発生いたします。ただし，28（検針日）(5)の場合で，料金の算定期間の翌々月の第5営業日以降に実際に検針を行なった場合，または31（電力および電力量の算定）(31)の場合で，料金の算定期間の翌々月の第5営業日以降に電力量を協議によって定めた場合は，その日といたします。
(4) (1)の日程等別料金，(2)の系統連系受電サービス料金または(3)の料金のうち発電量調整受電計画差対応補給電力料金，接続対象計画差対応補給電力料金，需要抑制量調整受電計画差対応補給電力料金もしくは給電指令時補給電力料金は，次の場合を除き，支払義務発生日の翌日から起算して30日目の日（以下「支払期日」といいます。）までに支払っていただきます。ただし，支払義務発生日の翌日から起算して30日目の日が金融機関の休業日の場合の支払期日は翌営業日といたします。	(4) (1)の日程等別料金，(2)の系統連系受電サービス料金または(3)の料金のうち発電量調整受電計画差対応補給電力料金，接続対象計画差対応補給電力料金，需要抑制量調整受電計画差対応補給電力料金もしくは給電指令時補給電力料金は，次の場合を除き，支払義務発生日の翌日から起算して30日目の日（以下「支払期日」といいます。）までに支払っていただきます。ただし，支払義務発生日の翌日から起算して30日目の日が金融機関の休業日の場合の支払期日は翌営業日といたします。
イ 55（解約等）(1)により解約となった場合	イ 55（解約等）(1)により解約となった場合
ロ 契約者，発電契約者，発電者または需要抑制契約者が振り出しもしくは引き受けた手形または振り出した小切手について銀行取引停止処分を受ける等支払停止状態に陥った場合	ロ 契約者，発電契約者，発電者または需要抑制契約者が振り出しもしくは引き受けた手形または振り出した小切手について銀行取引停止処分を受ける等支払停止状態に陥った場合

変更前（令和6年10月1日実施）	変更後（令和7年4月1日実施）
ハ　契約者，発電契約者，発電者または需要抑制契約者が破産手続き開始，再生手続き開始，更生手続き開始，特別清算開始もしくはこれらに類する法的手続きの申立てを受けまたは自ら申立てを行なった場合	ハ　契約者，発電契約者，発電者または需要抑制契約者が破産手続き開始，再生手続き開始，更生手続き開始，特別清算開始もしくはこれらに類する法的手続きの申立てを受けまたは自ら申立てを行なった場合
ニ　契約者，発電契約者，発電者または需要抑制契約者が強制執行または担保権の実行としての競売の申立てを受けた場合	ニ　契約者，発電契約者，発電者または需要抑制契約者が強制執行または担保権の実行としての競売の申立てを受けた場合
ホ　契約者，発電契約者，発電者または需要抑制契約者が公租公課の滞納処分を受けた場合	ホ　契約者，発電契約者，発電者または需要抑制契約者が公租公課の滞納処分を受けた場合
ヘ　その他の理由で契約者，発電契約者，発電者または需要抑制契約者に明らかに料金の支払いの延滞が生じるおそれがあると当社が認め，その旨を当社が契約者，発電契約者，発電者または需要抑制契約者に通知した場合	ヘ　その他の理由で契約者，発電契約者，発電者または需要抑制契約者に明らかに料金の支払いの延滞が生じるおそれがあると当社が認め，その旨を当社が契約者，発電契約者，発電者または需要抑制契約者に通知した場合
(5)　契約者，発電契約者，発電者または需要抑制契約者が(4)イからヘまでのいずれかに該当する場合の支払期日は，次のとおり取り扱います。	(5)　契約者，発電契約者，発電者または需要抑制契約者が(4)イからヘまでのいずれかに該当する場合の支払期日は，次のとおり取り扱います。
イ　契約者，発電契約者，発電者または需要抑制契約者が(4)イからヘまでのいずれかに該当することとなった日までに支払義務が発生した料金で，かつ，支払いがなされていない料金（支払期日を超過していない料金に限ります。）については，契約者，発電契約者，発電者または需要抑制契約者が(4)イからヘまでのいずれかに該当することとなった日を支払期日といたします。ただし，契約者，発電契約者，発電者または需要抑制契約者が(4)イからヘまでのいずれかに該当することとなった日が支払義務発生日から 7 日を経過していない場合には，支払義務発生日の翌日から起算して7日目を支払期日といたします。	イ　契約者，発電契約者，発電者または需要抑制契約者が(4)イからヘまでのいずれかに該当することとなった日までに支払義務が発生した料金で，かつ，支払いがなされていない料金（支払期日を超過していない料金に限ります。）については，契約者，発電契約者，発電者または需要抑制契約者が(4)イからヘまでのいずれかに該当することとなった日を支払期日といたします。ただし，契約者，発電契約者，発電者または需要抑制契約者が(4)イからヘまでのいずれかに該当することとなった日が支払義務発生日から 7 日を経過していない場合には，支払義務発生日の翌日から起算して7日目を支払期日といたします。
ロ　契約者，発電契約者，発電者または需要抑制契約者が(4)イからヘまでのいずれかに該当することとなった日の翌日以降に支払義務が発生する料金については，支払義務発生日の翌日から起算して7日目を支払期日といたします。 なお，(4)イからホまでのいずれかに該当する場合であっても，一定期間の支払いが遅滞なく行なわれる等，料金の支払状況から支払いの延滞が生じるおそれがないと当社が認めるときは，支払義務発生日の翌日から起算して30日目を支払期日とすることがあります。この場合，当社はその旨を契約者，発電契約者，発電者または需要抑制契約者に通知いたします。ただし，この通知をした後，料金の支払いの延滞が生じるおそれがあると当社が認める場合は，支払義務発生日の翌日から起算して7日目を支払期日とすることがあります。この場合も当社はその旨を契約者，発電契約者，発電者または需要抑制契約者に通知いたします。	ロ　契約者，発電契約者，発電者または需要抑制契約者が(4)イからヘまでのいずれかに該当することとなった日の翌日以降に支払義務が発生する料金については，支払義務発生日の翌日から起算して7日目を支払期日といたします。 なお，(4)イからホまでのいずれかに該当する場合であっても，一定期間の支払いが遅滞なく行なわれる等，料金の支払状況から支払いの延滞が生じるおそれがないと当社が認めるときは，支払義務発生日の翌日から起算して30日目を支払期日とすることがあります。この場合，当社はその旨を契約者，発電契約者，発電者または需要抑制契約者に通知いたします。ただし，この通知をした後，料金の支払いの延滞が生じるおそれがあると当社が認める場合は，支払義務発生日の翌日から起算して7日目を支払期日とすることがあります。この場合も当社はその旨を契約者，発電契約者，発電者または需要抑制契約者に通知いたします。
(6)　当社は，(3)の料金のうち発電量調整受電計画差対応余剰電力料金，接続対象計画差対応余剰電力料金または需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力料金を，支払期日までにお支払いいたします。ただし，支払義務発生日の翌日から起算して30日目の日が金融機関の休業日の場合の支払期日は翌営業日といたします。	(6)　当社は，(3)の料金のうち発電量調整受電計画差対応余剰電力料金，接続対象計画差対応余剰電力料金または需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力料金を，支払期日までにお支払いいたします。ただし，支払義務発生日の翌日から起算して30日目の日が金融機関の休業日の場合の支払期日は翌営業日といたします。
35　料金その他の支払方法	**35　料金その他の支払方法**
(1)　契約者の料金その他の支払方法は，次によります。	(1)　契約者の料金その他の支払方法は，次によります。
イ　契約者の料金および工事費負担金その他についてはそのつど，当社が指定した金融機関を通じて払い込み等により契約者から支払っていただきます。 なお，支払いにともなう費用は，契約者の負担といたします。	イ　契約者の料金および工事費負担金その他についてはそのつど，当社が指定した金融機関を通じて払い込み等により契約者から支払っていただきます。 なお，支払いにともなう費用は，契約者の負担といたします。
ロ　イの当社が指定した金融機関を通じた払い込みによる支払いは，契約者がその金融機関に払い込まれたときになされたものといたします。	ロ　イの当社が指定した金融機関を通じた払い込みによる支払いは，契約者がその金融機関に払い込まれたときになされたものといたします。
ハ　料金が支払期日までに支払われない場合には，支払期日の翌日から起算して支払いの日に至るまで，料金	ハ　料金が支払期日までに支払われない場合には，支払期日の翌日から起算して支払いの日に至るまで，料金

変更前（令和6年10月1日実施）	変更後（令和7年4月1日実施）
から消費税等相当額を差し引いた金額に対して，年10パーセント（閏年の日を含む期間についても，365日当たりの割合といたします。）の延滞利息を契約者から申し受けます。 なお，消費税等相当額の単位は，1円とし，その端数は，切り捨てます。 また，延滞利息は，原則として，契約者が延滞利息の算定の対象となる料金を支払われた直後に支払義務が発生する料金とあわせて契約者から支払っていただきます。	から消費税等相当額を差し引いた金額に対して，年10パーセント（閏年の日を含む期間についても，365日当たりの割合といたします。）の延滞利息を契約者から申し受けます。 なお，消費税等相当額の単位は，1円とし，その端数は，切り捨てます。 また，延滞利息は，原則として，契約者が延滞利息の算定の対象となる料金を支払われた直後に支払義務が発生する料金とあわせて契約者から支払っていただきます。
ニ　契約者の料金は，支払義務の発生した順序で支払っていただきます。	ニ　契約者の料金は，支払義務の発生した順序で支払っていただきます。
(2)　発電契約者の料金その他の支払方法は，次によります。	(2)　発電契約者の料金その他の支払方法は，次によります。
イ　発電契約者の料金については毎月，工事費負担金その他についてはそのつど，当社が指定した金融機関を通じて払い込み等により発電契約者から支払っていただきます。 なお，支払いにともなう費用は，発電契約者の負担といたします。	イ　発電契約者の料金については毎月，工事費負担金その他についてはそのつど，当社が指定した金融機関を通じて払い込み等により発電契約者から支払っていただきます。 なお，支払いにともなう費用は，発電契約者の負担といたします。
ロ　イの当社が指定した金融機関を通じた払い込みによる支払いは，発電契約者がその金融機関に払い込まれたときになされたものといたします。	ロ　イの当社が指定した金融機関を通じた払い込みによる支払いは，発電契約者がその金融機関に払い込まれたときになされたものといたします。
ハ　料金が支払期日までに支払われない場合には，支払期日の翌日から起算して支払いの日に至るまで，料金から消費税等相当額を差し引いた金額に対して，年10パーセント（閏年の日を含む期間についても，365日当たりの割合といたします。）の延滞利息を発電契約者から申し受けます。 なお，消費税等相当額の単位は，1円とし，その端数は，切り捨てます。 また，延滞利息は，原則として，発電契約者が延滞利息の算定の対象となる料金を支払われた直後に支払義務が発生する料金とあわせて発電契約者から支払っていただきます。	ハ　料金が支払期日までに支払われない場合には，支払期日の翌日から起算して支払いの日に至るまで，料金から消費税等相当額を差し引いた金額に対して，年10パーセント（閏年の日を含む期間についても，365日当たりの割合といたします。）の延滞利息を発電契約者から申し受けます。 なお，消費税等相当額の単位は，1円とし，その端数は，切り捨てます。 また，延滞利息は，原則として，発電契約者が延滞利息の算定の対象となる料金を支払われた直後に支払義務が発生する料金とあわせて発電契約者から支払っていただきます。
ニ　発電契約者の料金は，支払義務の発生した順序で支払っていただきます。	ニ　発電契約者の料金は，支払義務の発生した順序で支払っていただきます。
(3)　発電者の料金その他の支払方法は，次によります。	(3)　発電者の料金その他の支払方法は，次によります。
イ　発電者の料金については，ロによって支払われる場合を除き，そのつど，発電者から発電契約者に支払っていただきます。支払われた料金についてはそのつど，当社が指定した金融機関を通じて払い込み等により発電契約者から当社へ引き渡していただきます。 なお，引き渡しにともなう費用は，発電契約者の負担といたします。	イ　発電者の料金については，ロによって支払われる場合を除き，そのつど，発電者から発電契約者に支払っていただきます。支払われた料金についてはそのつど，当社が指定した金融機関を通じて払い込み等により発電契約者から当社へ引き渡していただきます。 なお，引き渡しにともなう費用は，発電契約者の負担といたします。
ロ　次の場合には，発電者の料金について，当社が指定した金融機関を通じて払い込み等により発電者から支払っていただきます。 なお，支払いにともなう費用は，原則として，発電者の負担といたします。 (イ)　発電者が料金を支払期日までに発電契約者に支払われない場合 (ロ)　発電者の料金が発電契約者と発電者との間の電力受給に関する契約に係る料金を上回る場合で，発電契約者と発電者および発電契約者と当社のそれぞれにおいて合意がなされたとき。 (ハ)　その他当社が必要と認めた場合	ロ　次の場合には，発電者の料金について，当社が指定した金融機関を通じて払い込み等により発電者から支払っていただきます。 なお，支払いにともなう費用は，原則として，発電者の負担といたします。 (イ)　発電者が料金を支払期日までに発電契約者に支払われない場合 (ロ)　発電者の料金が発電契約者と発電者との間の電力受給に関する契約に係る料金を上回る場合で，発電契約者と発電者および発電契約者と当社のそれぞれにおいて合意がなされたとき。 (ハ)　その他当社が必要と認めた場合
ハ　発電者の料金について，支払いは，次のときになされたものといたします。 (イ)　イの場合，発電者から発電契約者に支払われたとき。 (ロ)　ロの当社が指定した金融機関を通じた払い込みによる場合，発電者がその金融機関に払い込まれたとき。	ハ　発電者の料金について，支払いは，次のときになされたものといたします。 (イ)　イの場合，発電者から発電契約者に支払われたとき。 (ロ)　ロの当社が指定した金融機関を通じた払い込みによる場合，発電者がその金融機関に払い込まれたとき。
ニ　料金が支払期日までに支払われない場合には，支払期日の翌日から起算して支払いの日に至るまで，料金から消費税等相当額を差し引いた金額に対して，年10パーセント（閏年の日を含む期間についても，365日当たりの割合といたします。）の延滞利息を発電者から申し受けます。	ニ　料金が支払期日までに支払われない場合には，支払期日の翌日から起算して支払いの日に至るまで，料金から消費税等相当額を差し引いた金額に対して，年10パーセント（閏年の日を含む期間についても，365日当たりの割合といたします。）の延滞利息を発電者から申し受けます。

変更前（令和6年10月1日実施）	変更後（令和7年4月1日実施）
なお，消費税等相当額の単位は，1円とし，その端数は，切り捨てます。 また，延滞利息は，原則として，発電者が延滞利息の算定の対象となる料金を支払われた直後に支払義務が発生する料金とあわせて発電者から支払っていただきます。 ホ　発電者の料金は，原則として，支払義務の発生した順序で支払っていただきます。 ヘ　この約款によって支払いを要することとなった発電者の料金，延滞利息および契約超過金以外の債務（保証金，違約金その他この約款から生ずる金銭債務をいいます。）についてはそのつど，当社が指定した金融機関を通じて払い込み等により発電者から支払っていただきます。 なお，支払いにともなう費用は，原則として，発電者の負担といたします。 (4)　需要抑制契約者の料金その他の支払方法は，次によります。 イ　需要抑制契約者の料金については毎月，当社が指定した金融機関を通じて払い込み等により需要抑制契約者から支払っていただきます。 なお，支払いにともなう費用は，需要抑制契約者の負担といたします。 ロ　イの当社が指定した金融機関を通じた払い込みによる支払いは，需要抑制契約者がその金融機関に払い込まれたときになされたものといたします。 ハ　料金が支払期日までに支払われない場合には，支払期日の翌日から起算して支払いの日に至るまで，料金から消費税等相当額を差し引いた金額に対して，年10パーセント（閏年の日を含む期間についても，365日当たりの割合といたします。）の延滞利息を需要抑制契約者から申し受けます。 なお，消費税等相当額の単位は，1円とし，その端数は，切り捨てます。 また，延滞利息は，原則として，需要抑制契約者が延滞利息の算定の対象となる料金を支払われた直後に支払義務が発生する料金とあわせて需要抑制契約者から支払っていただきます。 ニ　需要抑制契約者の料金は，支払義務の発生した順序で支払っていただきます。 (5)　当社の料金の支払方法は，次によります。 イ　当社の料金については毎月，契約者，発電契約者または需要抑制契約者が指定する金融機関の銀行口座に払い込みによってお支払いいたします。 なお，支払いにともなう費用は，当社で負担いたします。 ロ　料金の支払いは，当社がその金融機関に払い込みしたときになされたものといたします。 ハ　当社が料金を支払期日までに支払わない場合，当社は，支払期日の翌日から起算して支払いの日に至るまで，料金から消費税等相当額を差し引いた金額に対して，年10パーセント（閏年の日を含む期間についても，365日当たりの割合といたします。）の延滞利息を契約者，発電契約者または需要抑制契約者にお支払いいたします。 なお，消費税等相当額の単位は，1円とし，その端数は，切り捨てます。 また，延滞利息は，原則として，当社が延滞利息の算定の対象となる料金をお支払いした直後に支払義務が発生する料金とあわせてお支払いいたします。 **36　保　　証　　金** (1)　契約者の場合は，次によります。 イ　当社は，次のいずれかに該当する場合で，必要と認められるときは，契約者から，接続供給の開始もしく	なお，消費税等相当額の単位は，1円とし，その端数は，切り捨てます。 また，延滞利息は，原則として，発電者が延滞利息の算定の対象となる料金を支払われた直後に支払義務が発生する料金とあわせて発電者から支払っていただきます。 ホ　発電者の料金は，原則として，支払義務の発生した順序で支払っていただきます。 ヘ　この約款によって支払いを要することとなった発電者の料金，延滞利息および契約超過金以外の債務（保証金，違約金その他この約款から生ずる金銭債務をいいます。）についてはそのつど，当社が指定した金融機関を通じて払い込み等により発電者から支払っていただきます。 なお，支払いにともなう費用は，原則として，発電者の負担といたします。 (4)　需要抑制契約者の料金その他の支払方法は，次によります。 イ　需要抑制契約者の料金については毎月，当社が指定した金融機関を通じて払い込み等により需要抑制契約者から支払っていただきます。 なお，支払いにともなう費用は，需要抑制契約者の負担といたします。 ロ　イの当社が指定した金融機関を通じた払い込みによる支払いは，需要抑制契約者がその金融機関に払い込まれたときになされたものといたします。 ハ　料金が支払期日までに支払われない場合には，支払期日の翌日から起算して支払いの日に至るまで，料金から消費税等相当額を差し引いた金額に対して，年10パーセント（閏年の日を含む期間についても，365日当たりの割合といたします。）の延滞利息を需要抑制契約者から申し受けます。 なお，消費税等相当額の単位は，1円とし，その端数は，切り捨てます。 また，延滞利息は，原則として，需要抑制契約者が延滞利息の算定の対象となる料金を支払われた直後に支払義務が発生する料金とあわせて需要抑制契約者から支払っていただきます。 ニ　需要抑制契約者の料金は，支払義務の発生した順序で支払っていただきます。 (5)　当社の料金の支払方法は，次によります。 イ　当社の料金については毎月，契約者，発電契約者または需要抑制契約者が指定する金融機関の銀行口座に払い込みによってお支払いいたします。 なお，支払いにともなう費用は，当社で負担いたします。 ロ　料金の支払いは，当社がその金融機関に払い込みしたときになされたものといたします。 ハ　当社が料金を支払期日までに支払わない場合，当社は，支払期日の翌日から起算して支払いの日に至るまで，料金から消費税等相当額を差し引いた金額に対して，年10パーセント（閏年の日を含む期間についても，365日当たりの割合といたします。）の延滞利息を契約者，発電契約者または需要抑制契約者にお支払いいたします。 なお，消費税等相当額の単位は，1円とし，その端数は，切り捨てます。 また，延滞利息は，原則として，当社が延滞利息の算定の対象となる料金をお支払いした直後に支払義務が発生する料金とあわせてお支払いいたします。 **36　保　　証　　金** (1)　契約者の場合は，次によります。 イ　当社は，次のいずれかに該当する場合で，必要と認められるときは，契約者から，接続供給の開始もしく

変更前（令和6年10月1日実施）	変更後（令和7年4月1日実施）
は再開に先だって，または供給継続の条件として，それぞれ予想月額料金の3月分に相当する金額をこえない範囲で保証金を預けていただきます。 (イ)　料金の支払いの延滞があった場合 (ロ)　30分ごとの接続対象電力量に対する接続対象計画電力量の割合が急激に低下したこと等によって，31（電力および電力量の算定）(22)によって算定された値が著しく大きい場合または31（電力および電力量の算定）(22)によって算定される値が著しく大きくなることが想定される場合で，接続対象計画電力量が接続対象電力量に比べて著しく不適当と認められ，40（適正契約の保持等）(3)によって当社が使用状態をすみやかに適正なものに修正するよう求めたにもかかわらず，その求めに応じていただけないとき。 (ハ)　新たに接続供給を開始し，または契約電力等を増加される場合 ロ　契約者は，当社があらかじめ定め，通知した期日までに保証金を預けていただきます。 ハ　保証金の預かり期間は，2年以内といたします。 ニ　当社は，接続供給契約が消滅した場合または支払いの延滞が生じた場合には，保証金を契約者の支払額に充当することがあります。 ホ　当社は，保証金について利息を付しません。 ヘ　当社は，保証金の預かり期間満了前であっても接続供給契約が消滅した場合には，保証金をお返しいたします。ただし，ニにより支払額に充当した場合は，その残額をお返しいたします。 (2)　発電契約者の場合は，次によります。 イ　当社は，料金の支払いの延滞があった発電契約者，または新たに発電量調整供給を開始される発電契約者から，発電量調整供給の開始もしくは再開に先だって，または供給継続の条件として，予想月額料金の3月分に相当する金額をこえない範囲で保証金を預けていただくことがあります。 ロ　保証金の預かり期間は，2年以内といたします。 ハ　当社は，発電量調整供給契約が消滅した場合または支払いの延滞が生じた場合には，保証金を発電契約者の支払額に充当することがあります。 ニ　当社は，保証金について利息を付しません。 ホ　当社は，保証金の預かり期間満了前であっても発電量調整供給契約が消滅した場合には，保証金をお返しいたします。ただし，ハにより支払額に充当した場合は，その残額をお返しいたします。 (3)　発電者の場合は，次によります。 イ　当社は，料金の支払いの延滞があった発電者，新たに受電地点を設定される発電者または同時最大受電電力を増加される発電者から，系統連系受電サービスの開始もしくは再開に先だって，または系統連系受電サービス継続の条件として，予想月額料金の3月分に相当する金額をこえない範囲で保証金を預けていただくことがあります。 ロ　保証金の預かり期間は，2年以内といたします。 ハ　当社は，系統連系受電契約が消滅した場合または支払いの延滞が生じた場合には，保証金を発電者の支払額に充当することがあります。 ニ　当社は，保証金について利息を付しません。 ホ　当社は，保証金の預かり期間満了前であっても系統連系受電契約が消滅した場合には，保証金をお返しいたします。ただし，ハにより支払額に充当した場合は，その残額をお返しいたします。	は再開に先だって，または供給継続の条件として，それぞれ予想月額料金の3月分に相当する金額をこえない範囲で保証金を預けていただきます。 (イ)　料金の支払いの延滞があった場合 (ロ)　30分ごとの接続対象電力量に対する接続対象計画電力量の割合が急激に低下したこと等によって，31（電力および電力量の算定）(22)によって算定された値が著しく大きい場合または31（電力および電力量の算定）(22)によって算定される値が著しく大きくなることが想定される場合で，接続対象計画電力量が接続対象電力量に比べて著しく不適当と認められ，40（適正契約の保持等）(3)によって当社が使用状態をすみやかに適正なものに修正するよう求めたにもかかわらず，その求めに応じていただけないとき。 (ハ)　新たに接続供給を開始し，または契約電力等を増加される場合 ロ　契約者は，当社があらかじめ定め，通知した期日までに保証金を預けていただきます。 ハ　保証金の預かり期間は，2年以内といたします。 ニ　当社は，接続供給契約が消滅した場合または支払いの延滞が生じた場合には，保証金を契約者の支払額に充当することがあります。 ホ　当社は，保証金について利息を付しません。 ヘ　当社は，保証金の預かり期間満了前であっても接続供給契約が消滅した場合には，保証金をお返しいたします。ただし，ニにより支払額に充当した場合は，その残額をお返しいたします。 (2)　発電契約者の場合は，次によります。 イ　当社は，料金の支払いの延滞があった発電契約者，または新たに発電量調整供給を開始される発電契約者から，発電量調整供給の開始もしくは再開に先だって，または供給継続の条件として，予想月額料金の3月分に相当する金額をこえない範囲で保証金を預けていただくことがあります。 ロ　保証金の預かり期間は，2年以内といたします。 ハ　当社は，発電量調整供給契約が消滅した場合または支払いの延滞が生じた場合には，保証金を発電契約者の支払額に充当することがあります。 ニ　当社は，保証金について利息を付しません。 ホ　当社は，保証金の預かり期間満了前であっても発電量調整供給契約が消滅した場合には，保証金をお返しいたします。ただし，ハにより支払額に充当した場合は，その残額をお返しいたします。 (3)　発電者の場合は，次によります。 イ　当社は，料金の支払いの延滞があった発電者，新たに受電地点を設定される発電者または同時最大受電電力を増加される発電者から，系統連系受電サービスの開始もしくは再開に先だって，または系統連系受電サービス継続の条件として，予想月額料金の3月分に相当する金額をこえない範囲で保証金を預けていただくことがあります。 ロ　保証金の預かり期間は，2年以内といたします。 ハ　当社は，系統連系受電契約が消滅した場合または支払いの延滞が生じた場合には，保証金を発電者の支払額に充当することがあります。 ニ　当社は，保証金について利息を付しません。 ホ　当社は，保証金の預かり期間満了前であっても系統連系受電契約が消滅した場合には，保証金をお返しいたします。ただし，ハにより支払額に充当した場合は，その残額をお返しいたします。

変更前（令和6年10月1日実施）	変更後（令和7年4月1日実施）
(4)　需要抑制契約者の場合は，次によります。 イ　当社は，料金の支払いの延滞があった需要抑制契約者，または新たに需要抑制量調整供給を開始される需要抑制契約者から，需要抑制量調整供給の開始もしくは再開に先だって，または供給継続の条件として，予想月額料金の3月分に相当する金額をこえない範囲で保証金を預けていただくことがあります。 ロ　保証金の預かり期間は，2年以内といたします。 ハ　当社は，需要抑制量調整供給契約が消滅した場合または支払いの延滞が生じた場合には，保証金を需要抑制契約者の支払額に充当することがあります。 ニ　当社は，保証金について利息を付しません。 ホ　当社は，保証金の預かり期間満了前であっても需要抑制量調整供給契約が消滅した場合には，保証金をお返しいたします。ただし，ハにより支払額に充当した場合は，その残額をお返しいたします。	(4)　需要抑制契約者の場合は，次によります。 イ　当社は，料金の支払いの延滞があった需要抑制契約者，または新たに需要抑制量調整供給を開始される需要抑制契約者から，需要抑制量調整供給の開始もしくは再開に先だって，または供給継続の条件として，予想月額料金の3月分に相当する金額をこえない範囲で保証金を預けていただくことがあります。 ロ　保証金の預かり期間は，2年以内といたします。 ハ　当社は，需要抑制量調整供給契約が消滅した場合または支払いの延滞が生じた場合には，保証金を需要抑制契約者の支払額に充当することがあります。 ニ　当社は，保証金について利息を付しません。 ホ　当社は，保証金の預かり期間満了前であっても需要抑制量調整供給契約が消滅した場合には，保証金をお返しいたします。ただし，ハにより支払額に充当した場合は，その残額をお返しいたします。
37　連　帯　責　任 1 接続供給契約において契約者が複数となる場合，接続対象計画差対応補給電力料金，給電指令時補給電力料金等に係る金銭債務および接続供給契約の履行に関する事項（接続送電サービス料金，臨時接続送電サービス料金，予備送電サービス料金，契約超過金，違約金または工事費負担金等に係る金銭債務を除きます。）については，複数の契約者全員が連帯して責任を負うものといたします。	**37　連　帯　責　任** 1 接続供給契約において契約者が複数となる場合，接続対象計画差対応補給電力料金，給電指令時補給電力料金等に係る金銭債務および接続供給契約の履行に関する事項（接続送電サービス料金，臨時接続送電サービス料金，予備送電サービス料金，契約超過金，違約金または工事費負担金等に係る金銭債務を除きます。）については，複数の契約者全員が連帯して責任を負うものといたします。

変更前（令和6年10月1日実施）	変更後（令和7年4月1日実施）
V　供　　給	**V　供　　給**
38　託送供給等の実施	**38　託送供給等の実施**
(1)　接続供給の場合	(1)　接続供給の場合
イ　電力量については，次のとおりにしていただきます。	イ　電力量については，次のとおりにしていただきます。
(イ)　契約者は，別表10（需要計画・調達計画・販売計画）に定める翌日計画および当日計画の需要想定値が30分ごとに接続対象電力量と一致するようにしていただきます。	(イ)　契約者は，別表10（需要計画・調達計画・販売計画）に定める翌日計画および当日計画の需要想定値が30分ごとに接続対象電力量と一致するようにしていただきます。
(ロ)　契約者は，別表10（需要計画・調達計画・販売計画）に定める翌日計画および当日計画の需要想定値に対する取引計画（調達計画から販売計画を差し引いたものといたします。）が30分ごとに別表10（需要計画・調達計画・販売計画）に定める翌日計画および当日計画の需要想定値と一致するようにしていただきます。	(ロ)　契約者は，別表10（需要計画・調達計画・販売計画）に定める翌日計画および当日計画の需要想定値に対する取引計画（調達計画から販売計画を差し引いたものといたします。）が30分ごとに別表10（需要計画・調達計画・販売計画）に定める翌日計画および当日計画の需要想定値と一致するようにしていただきます。
ロ　契約者は，接続供給の実施に先だち，需要計画，調達計画および販売計画を当社所定の様式により電力広域的運営推進機関を通じて当社に通知していただきます。この場合，当社は，契約者が通知した需要計画，調達計画または販売計画が不適当と認められる場合には，すみやかに適正なものに修正していただきます。	ロ　契約者は，接続供給の実施に先だち，需要計画，調達計画および販売計画を当社所定の様式により電力広域的運営推進機関を通じて当社に通知していただきます。この場合，当社は，契約者が通知した需要計画，調達計画または販売計画が不適当と認められる場合には，すみやかに適正なものに修正していただきます。
ハ　原則として，需要計画，調達計画および販売計画の通知の期限および通知の内容は別表10（需要計画・調達計画・販売計画）のとおりといたします。	ハ　原則として，需要計画，調達計画および販売計画の通知の期限および通知の内容は別表10（需要計画・調達計画・販売計画）のとおりといたします。
ニ　15（供給および契約の単位）(2)イ(イ)により当社が分割接続供給を行なう場合，9（検討および契約の申込み）(4)イ(ヲ)ｃの契約者は，分割接続供給の実施に先だち，通告電力量を当社所定の様式により電力広域的運営推進機関を通じて当社に通知していただきます。 なお，通知の期限はあらかじめ双方の契約者と当社との協議によって定めます。 また，当社は，契約者が通知した通告電力量が不適当と認められる場合には，すみやかに適正なものに修正していただきます。	ニ　15（供給および契約の単位）(2)イ(イ)により当社が分割接続供給を行なう場合，9（検討および契約の申込み）(4)イ(ヲ)ｃの契約者は，分割接続供給の実施に先だち，通告電力量を当社所定の様式により電力広域的運営推進機関を通じて当社に通知していただきます。 なお，通知の期限はあらかじめ双方の契約者と当社との協議によって定めます。 また，当社は，契約者が通知した通告電力量が不適当と認められる場合には，すみやかに適正なものに修正していただきます。
ホ　契約者は，当社が系統運用上の必要に応じてハに定める内容以外の計画を求めた場合は，すみやかに，原則として電力広域的運営推進機関を通じて，当社に通知していただきます。	ホ　契約者は，当社が系統運用上の必要に応じてハに定める内容以外の計画を求めた場合は，すみやかに，原則として電力広域的運営推進機関を通じて，当社に通知していただきます。
ヘ　契約者がロもしくはホで通知した計画またはニで通知した通告電力量を変更する必要が生じた場合には，すみやかに，原則として電力広域的運営推進機関を通じて，当社に通知していただきます。	ヘ　契約者がロもしくはホで通知した計画またはニで通知した通告電力量を変更する必要が生じた場合には，すみやかに，原則として電力広域的運営推進機関を通じて，当社に通知していただきます。
ト　当社は，電気の需給状況，供給設備の状況その他によって，契約者から通知された計画の調整を行なうことがあります。	ト　当社は，電気の需給状況，供給設備の状況その他によって，契約者から通知された計画の調整を行なうことがあります。
チ　当社は，系統運用上の制約その他によって，低圧で供給する場合を除き，契約者または需要者に給電指令を行なうことがあります。この場合，契約者および需要者は当社の給電指令にしたがっていただきます。 なお，当社は，39（給電指令の実施等）および76（保安等に対する発電者および需要者の協力）(4)に定める事項その他系統運用上必要な事項について，需要者と別途申合書を作成いたします。	チ　当社は，系統運用上の制約その他によって，低圧で供給する場合を除き，契約者または需要者に給電指令を行なうことがあります。この場合，契約者および需要者は当社の給電指令にしたがっていただきます。 なお，当社は，39（給電指令の実施等）および76（保安等に対する発電者および需要者の協力）(4)に定める事項その他系統運用上必要な事項について，需要者と別途申合書を作成いたします。
(2)　振替供給の場合	(2)　振替供給の場合
イ　契約者は，当社が系統運用上の必要に応じて当社が指定する計画を求めた場合は，すみやかに，原則として電力広域的運営推進機関を通じて，当社に通知していただきます。	イ　契約者は，当社が系統運用上の必要に応じて当社が指定する計画を求めた場合は，すみやかに，原則として電力広域的運営推進機関を通じて，当社に通知していただきます。
ロ　契約者がイで通知した計画を変更する必要が生じた場合には，すみやかに，原則として電力広域的運営推	ロ　契約者がイで通知した計画を変更する必要が生じた場合には，すみやかに，原則として電力広域的運営推

変更前（令和6年10月1日実施）	変更後（令和7年4月1日実施）
進機関を通じて，当社に通知していただきます。	進機関を通じて，当社に通知していただきます。
ハ　当社は，系統運用上の制約その他によって，契約者に給電指令を行なうことがあります。この場合，契約者は当社の給電指令にしたがっていただきます。	ハ　当社は，系統運用上の制約その他によって，契約者に給電指令を行なうことがあります。この場合，契約者は当社の給電指令にしたがっていただきます。
(3)　発電量調整供給の場合	(3)　発電量調整供給の場合
イ　電力量については，次のとおりにしていただきます。	イ　電力量については，次のとおりにしていただきます。
(イ)　発電契約者は，別表11（発電計画・調達計画・販売計画）に定める翌日計画および当日計画の発電計画と調達計画の合計値が30分ごとに販売計画の値と一致するようにしていただきます。	(イ)　発電契約者は，別表11（発電計画・調達計画・販売計画）に定める翌日計画および当日計画の発電計画と調達計画の合計値が30分ごとに販売計画の値と一致するようにしていただきます。
(ロ)　発電契約者は，発電量調整受電電力量を，30分ごとに別表11（発電計画・調達計画・販売計画）に定める翌日計画および当日計画の発電計画と一致するようにしていただきます。	(ロ)　発電契約者は，発電量調整受電電力量を，30分ごとに別表11（発電計画・調達計画・販売計画）に定める翌日計画および当日計画の発電計画と一致するようにしていただきます。
ロ　発電契約者は，発電量調整供給の実施に先だち，発電計画，調達計画および販売計画を当社所定の様式により電力広域的運営推進機関を通じて当社に通知していただきます。この場合，当社は，発電契約者が通知した発電計画，調達計画または販売計画が不適当と認められる場合には，すみやかに適正なものに修正していただきます。	ロ　発電契約者は，発電量調整供給の実施に先だち，発電計画，調達計画および販売計画を当社所定の様式により電力広域的運営推進機関を通じて当社に通知していただきます。この場合，当社は，発電契約者が通知した発電計画，調達計画または販売計画が不適当と認められる場合には，すみやかに適正なものに修正していただきます。
ハ　原則として，発電計画，調達計画および販売計画の通知の期限および通知の内容は別表11（発電計画・調達計画・販売計画）のとおりといたします。	ハ　原則として，発電計画，調達計画および販売計画の通知の期限および通知の内容は別表11（発電計画・調達計画・販売計画）のとおりといたします。
ニ　発電契約者は，当社が系統運用上の必要に応じてハに定める内容以外の計画を求めた場合は，すみやかに，原則として電力広域的運営推進機関を通じて，当社に通知していただきます。	ニ　発電契約者は，当社が系統運用上の必要に応じてハに定める内容以外の計画を求めた場合は，すみやかに，原則として電力広域的運営推進機関を通じて，当社に通知していただきます。
ホ　当社は，供給設備の状況その他によって，発電契約者から通知された計画の調整を行なうことがあります。	ホ　当社は，供給設備の状況その他によって，発電契約者から通知された計画の調整を行なうことがあります。
ヘ　発電契約者は，受電地点において他の発電量調整供給等と同一計量する場合は，発電者と協議のうえ，原則として，ロの発電計画の通知にあわせて，受電地点において計量される電力量の仕訳に係る順位を電力広域的運営推進機関を通じて当社に通知していただきます。	ヘ　発電契約者は，受電地点において他の発電量調整供給等と同一計量する場合は，発電者と協議のうえ，原則として，ロの発電計画の通知にあわせて，受電地点において計量される電力量の仕訳に係る順位を電力広域的運営推進機関を通じて当社に通知していただきます。
ト　発電契約者がロもしくはニで通知した計画またはへで通知した順位を変更する必要が生じた場合には，すみやかに，原則として電力広域的運営推進機関を通じて，当社に通知していただきます。 なお，発電契約者が希望される場合で，運用方法の基本事項等について当社が確認できるときには，あらかじめ定めた発電場所について，別表11（発電計画・調達計画・販売計画）に定める当日計画を変更するときに限り，発電者を通じてこの変更を行なうことができます。この場合，当社は，あらかじめ発電契約者および発電者と協議のうえ必要な事項について別途申合書を作成いたします。	ト　発電契約者がロもしくはニで通知した計画またはへで通知した順位を変更する必要が生じた場合には，すみやかに，原則として電力広域的運営推進機関を通じて，当社に通知していただきます。 なお，発電契約者が希望される場合で，運用方法の基本事項等について当社が確認できるときには，あらかじめ定めた発電場所について，別表11（発電計画・調達計画・販売計画）に定める当日計画を変更するときに限り，発電者を通じてこの変更を行なうことができます。この場合，当社は，あらかじめ発電契約者および発電者と協議のうえ必要な事項について別途申合書を作成いたします。
チ　当社は，系統運用上の制約その他によって，低圧で受電する場合を除き，発電契約者または発電者に給電指令を行なうことがあります。この場合，発電契約者および発電者は当社の給電指令にしたがっていただきます。 なお，当社は，39（給電指令の実施等）および76（保安等に対する発電者および需要者の協力）(4)に定める事項その他系統運用上必要な事項について，発電者と別途申合書を作成いたします。	チ　当社は，系統運用上の制約その他によって，低圧で受電する場合を除き，発電契約者または発電者に給電指令を行なうことがあります。この場合，発電契約者および発電者は当社の給電指令にしたがっていただきます。 なお，当社は，39（給電指令の実施等）および76（保安等に対する発電者および需要者の協力）(4)に定める事項その他系統運用上必要な事項について，発電者と別途申合書を作成いたします。
(4)　需要抑制量調整供給の場合	(4)　需要抑制量調整供給の場合
イ　電力量については，次のとおりにしていただきます。	イ　電力量については，次のとおりにしていただきます。
(イ)　需要抑制契約者は，別表12（需要抑制計画・調達計画・販売計画・ベースライン）に定める翌日計画および当日計画の調達計画が30分ごとに販売計画の値と一致するようにしていただきます。	(イ)　需要抑制契約者は，別表12（需要抑制計画・調達計画・販売計画・ベースライン）に定める翌日計画および当日計画の調達計画が30分ごとに販売計画の値と一致するようにしていただきます。
(ロ)　需要抑制契約者は，需要抑制量調整受電電力量を，30分ごとに別表12（需要抑制計画・調達計画・販売	(ロ)　需要抑制契約者は，需要抑制量調整受電電力量を，30分ごとに別表12（需要抑制計画・調達計画・販売

変更前（令和6年10月1日実施）	変更後（令和7年4月1日実施）
計画・ベースライン）に定める翌日計画および当日計画の需要抑制計画と一致するようにしていただきます。	計画・ベースライン）に定める翌日計画および当日計画の需要抑制計画と一致するようにしていただきます。
ロ　需要抑制契約者は，需要抑制量調整供給の実施に先だち，需要抑制計画，調達計画，販売計画およびベースラインを当社所定の様式により電力広域的運営推進機関を通じて当社に通知していただきます。この場合，当社は，需要抑制契約者が通知した需要抑制計画，調達計画，販売計画およびベースラインが不適当と認められる場合には，すみやかに適正なものに修正していただきます。	ロ　需要抑制契約者は，需要抑制量調整供給の実施に先だち，需要抑制計画，調達計画，販売計画およびベースラインを当社所定の様式により電力広域的運営推進機関を通じて当社に通知していただきます。この場合，当社は，需要抑制契約者が通知した需要抑制計画，調達計画，販売計画およびベースラインが不適当と認められる場合には，すみやかに適正なものに修正していただきます。
ハ　原則として，需要抑制計画，調達計画，販売計画およびベースラインの通知の期限および通知の内容は別表12（需要抑制計画・調達計画・販売計画・ベースライン）のとおりといたします。	ハ　原則として，需要抑制計画，調達計画，販売計画およびベースラインの通知の期限および通知の内容は別表12（需要抑制計画・調達計画・販売計画・ベースライン）のとおりといたします。
ニ　需要抑制契約者は，当社が系統運用上の必要に応じてハに定める内容以外の計画を求めた場合は，すみやかに，原則として電力広域的運営推進機関を通じて，当社に通知していただきます。	ニ　需要抑制契約者は，当社が系統運用上の必要に応じてハに定める内容以外の計画を求めた場合は，すみやかに，原則として電力広域的運営推進機関を通じて，当社に通知していただきます。
ホ　当社は，供給設備の状況その他によって，需要抑制契約者から通知された計画の調整を行なうことがあります。	ホ　当社は，供給設備の状況その他によって，需要抑制契約者から通知された計画の調整を行なうことがあります。
ヘ　需要抑制契約者は，需要抑制を行なう需要場所において他の需要抑制量調整供給とあわせて需要抑制を行なう場合は，需要者と協議のうえ，ロの需要抑制計画の通知にあわせて，需要抑制量調整受電電力量の仕訳に係る順位を電力広域的運営推進機関を通じて当社に通知していただきます。	ヘ　需要抑制契約者は，需要抑制を行なう需要場所において他の需要抑制量調整供給とあわせて需要抑制を行なう場合は，需要者と協議のうえ，ロの需要抑制計画の通知にあわせて，需要抑制量調整受電電力量の仕訳に係る順位を電力広域的運営推進機関を通じて当社に通知していただきます。
ト　需要抑制契約者がロもしくはニで通知した計画またはヘで通知した順位を変更する必要が生じた場合には，すみやかに，原則として電力広域的運営推進機関を通じて，当社に通知していただきます。	ト　需要抑制契約者がロもしくはニで通知した計画またはヘで通知した順位を変更する必要が生じた場合には，すみやかに，原則として電力広域的運営推進機関を通じて，当社に通知していただきます。
39　給電指令の実施等	**39　給電指令の実施等**
(1)　当社は，系統運用上の制約その他によって必要な場合には，38（託送供給等の実施）(3)ホにかかわらず，発電者に定期検査または定期補修の時期を変更していただくことがあります。	(1)　当社は，系統運用上の制約その他によって必要な場合には，38（託送供給等の実施）(3)ホにかかわらず，発電者に定期検査または定期補修の時期を変更していただくことがあります。
(2)　当社は，低圧で受電または供給する場合を除き，次の場合には，契約者，発電契約者，発電者または需要者に給電指令を行ない，発電者の発電もしくは放電または需要者の電気の使用を制限し，もしくは中止し，または振替供給もしくは発電量調整供給の全部もしくは一部を中止することがあります。ただし，緊急やむをえない場合は，当社は，給電指令を行なうことなく，発電者の発電もしくは放電または需要者の電気の使用を制限し，もしくは中止し，または振替供給もしくは発電量調整供給の全部もしくは一部を中止することがあります。	(2)　当社は，低圧で受電または供給する場合を除き，次の場合には，契約者，発電契約者，発電者または需要者に給電指令を行ない，発電者の発電もしくは放電または需要者の電気の使用を制限し，もしくは中止し，または振替供給もしくは発電量調整供給の全部もしくは一部を中止することがあります。ただし，緊急やむをえない場合は，当社は，給電指令を行なうことなく，発電者の発電もしくは放電または需要者の電気の使用を制限し，もしくは中止し，または振替供給もしくは発電量調整供給の全部もしくは一部を中止することがあります。
イ　当社が維持および運用する供給設備に故障が生じ，または故障が生ずるおそれがある場合	イ　当社が維持および運用する供給設備に故障が生じ，または故障が生ずるおそれがある場合
ロ　当社が維持および運用する供給設備の点検，修繕，変更その他の工事上やむをえない場合	ロ　当社が維持および運用する供給設備の点検，修繕，変更その他の工事上やむをえない場合
ハ　系統全体の需要が大きく低下し，調整電源による対策の実施にもかかわらず，原子力発電，水力発電（揚水発電を除きます。）または地熱発電を抑制する必要が生じた場合	ハ　系統全体の需要が大きく低下し，調整電源による対策の実施にもかかわらず，原子力発電，水力発電（揚水発電を除きます。）または地熱発電を抑制する必要が生じた場合
ニ　振替供給の場合で，当社の供給区域内の需要に対する電気の供給に支障が生じ，または支障が生ずるおそれがあるとき。	ニ　振替供給の場合で，当社の供給区域内の需要に対する電気の供給に支障が生じ，または支障が生ずるおそれがあるとき。
ホ　イおよびロ以外の場合で，送電設備および変電設備で構成される電力系統のうち，当社の供給区域における最上位電圧から二階級の送電設備および変電設備で構成される電力系統ならびに当社が指定した電力系統（以下「基幹系統」といいます。）における電気の潮流が系統安定度等にもとづき算定される運用可能な容量を超過し，または超過するおそれがあり，発電設備等の出力を抑制する必要が生じたとき。	ホ　イおよびロ以外の場合で，送電設備および変電設備で構成される電力系統のうち，当社の供給区域における最上位電圧から二階級の送電設備および変電設備で構成される電力系統ならびに当社が指定した電力系統（以下「基幹系統」といいます。）における電気の潮流が系統安定度等にもとづき算定される運用可能な容量を超過し，または超過するおそれがあり，発電設備等の出力を抑制する必要が生じたとき。
ヘ　イおよびロ以外の場合で，送電設備および変電設備で構成される電力系統のうち，基幹系統および当社以	ヘ　イおよびロ以外の場合で，送電設備および変電設備で構成される電力系統のうち，基幹系統および当社以

変更前（令和6年10月1日実施）	変更後（令和7年4月1日実施）
外の一般送配電事業者との会社間連系点に至る供給設備以外の電力系統（以下「ローカル系統」といいます。）における電気の潮流が系統安定度等にもとづき算定される運用可能な容量を超過し，または超過するおそれがあり，発電設備等の出力を抑制する必要が生じたとき。	外の一般送配電事業者との会社間連系点に至る供給設備以外の電力系統（以下「ローカル系統」といいます。）における電気の潮流が系統安定度等にもとづき算定される運用可能な容量を超過し，または超過するおそれがあり，発電設備等の出力を抑制する必要が生じたとき。
ト　その他電気の需給上または保安上必要がある場合	ト　その他電気の需給上または保安上必要がある場合
(3)　当社は，低圧で受電または供給する場合で，(2)イ，ロ，ホ，へまたはトのときには，発電者の発電もしくは放電または需要者の電気の使用を制限し，もしくは中止し，または振替供給もしくは発電量調整供給の全部もしくは一部を中止することがあります。 なお，この場合には，当社は，あらかじめその旨を広告その他によって発電者または需要者にお知らせいたします。ただし，緊急やむをえない場合は，この限りではありません。	(3)　当社は，低圧で受電または供給する場合で，(2)イ，ロ，ホ，へまたはトのときには，発電者の発電もしくは放電または需要者の電気の使用を制限し，もしくは中止し，または振替供給もしくは発電量調整供給の全部もしくは一部を中止することがあります。 なお，この場合には，当社は，あらかじめその旨を広告その他によって発電者または需要者にお知らせいたします。ただし，緊急やむをえない場合は，この限りではありません。
(4)　当社は，接続供給において，受電地点を会社間連系点とする電気に係る振替供給契約にもとづく給電指令等により，原則として30分ごとの実需給の開始時刻の1時間前以降に当該振替供給等の全部または一部を中止された場合（会社間連系点等における電気の潮流が系統安定度等にもとづき算定される運用可能な容量を超過することにともなう場合に限ります。）は，供給地点における電気の供給に系統運用上の制約がある場合を除き，当該振替供給等の中止の解除までの間，これにより生じた小売電気事業，特定送配電事業または自己等への電気の供給の用に供する電気の不足電力の補給にあてるための電気を供給いたします。	(4)　当社は，接続供給において，受電地点を会社間連系点とする電気に係る振替供給契約にもとづく給電指令等により，原則として30分ごとの実需給の開始時刻の1時間前以降に当該振替供給等の全部または一部を中止された場合（会社間連系点等における電気の潮流が系統安定度等にもとづき算定される運用可能な容量を超過することにともなう場合に限ります。）は，供給地点における電気の供給に系統運用上の制約がある場合を除き，当該振替供給等の中止の解除までの間，これにより生じた小売電気事業，特定送配電事業または自己等への電気の供給の用に供する電気の不足電力の補給にあてるための電気を供給いたします。
(5)　当社は，発電量調整供給において，(2)イ，ロ，ホ，へまたはトの場合で，給電指令等により，原則として30分ごとの実需給の開始時刻の1時間前以降に発電者の発電もしくは放電を制限し，または中止したときは，供給地点における電気の供給に系統運用上の制約がある場合を除き，当該発電もしくは放電の制限または中止の解除までの間，これにより生じた小売電気事業，特定送配電事業または自己等への電気の供給の用に供する電気の不足電力の補給にあてるための電気を供給いたします。ただし，発電量調整供給に係る発電設備等が調整電源に該当する場合（当該発電設備等に故障等が生じたときを除きます。）は適用いたしません。	(5)　当社は，発電量調整供給において，(2)イ，ロ，ホ，へまたはトの場合で，給電指令等により，原則として30分ごとの実需給の開始時刻の1時間前以降に発電者の発電もしくは放電を制限し，または中止したときは，供給地点における電気の供給に系統運用上の制約がある場合を除き，当該発電もしくは放電の制限または中止の解除までの間，これにより生じた小売電気事業，特定送配電事業または自己等への電気の供給の用に供する電気の不足電力の補給にあてるための電気を供給いたします。ただし，発電量調整供給に係る発電設備等が調整電源に該当する場合（当該発電設備等に故障等が生じたときを除きます。）は適用いたしません。
(6)　当社は，発電量調整供給において，(2)ハの場合で，給電指令等により，原則として30分ごとの実需給の開始時刻の1時間前以降に発電者の発電もしくは放電を制限し，または中止したときは，当該発電もしくは放電の制限または中止の解除までの間，これにより生じた小売電気事業，特定送配電事業または自己等への電気の供給の用に供する電気の不足電力の補給にあてるための電気を供給いたします。ただし，発電量調整供給に係る発電設備等が調整電源に該当する場合（当該発電設備等に故障等が生じたときを除きます。）は適用いたしません。	(6)　当社は，発電量調整供給において，(2)ハの場合で，給電指令等により，原則として30分ごとの実需給の開始時刻の1時間前以降に発電者の発電もしくは放電を制限し，または中止したときは，当該発電もしくは放電の制限または中止の解除までの間，これにより生じた小売電気事業，特定送配電事業または自己等への電気の供給の用に供する電気の不足電力の補給にあてるための電気を供給いたします。ただし，発電量調整供給に係る発電設備等が調整電源に該当する場合（当該発電設備等に故障等が生じたときを除きます。）は適用いたしません。
(7)　当社は，(2)イ，ロ，ホ，へ，トまたは(3)によって，発電者の発電もしくは放電を制限し，または中止した場合には，次の割引を行ない料金を算定いたします。ただし，その原因が契約者，発電契約者，発電者または需要者の責めとなる理由による場合，(2)ロの場合で，発電契約者もしくは発電者と当社が事前に調整を行なった計画的な作業（電力広域的運営推進機関送配電等業務指針の定めによって調整を行なった作業に限ります。）による制限もしくは中止のときその他あらかじめ発電者の発電もしくは放電を制限し，または中止することが明らかな場合または(2)トの場合（低圧で受電する場合を含みます。）で，電気の需給上必要となった制限もしくは中止のときは，その部分については割引いたしません。 イ　低圧で受電する場合または高圧で受電する場合で，同時最大受電電力が500キロワット未満となるとき。 (イ)　割引の対象 当該受電地点の系統連系受電サービスの基本料金から系統設備効率化割引額を差し引いた金額といたし	

変更前（令和6年10月1日実施）	変更後（令和7年4月1日実施）
ます。ただし，33（料金の算定）(1)イ，ハ，ニ，トまたはチの場合は，制限または中止の日における契約内容に応じて算定される1月の金額といたします。 (ロ)　割 引 率 1月中の制限し，または中止した延べ日数1日ごとに4パーセントといたします。 (ハ)　制限または中止延べ日数の計算 延べ日数は，1日のうち延べ1時間以上制限し，または中止した日を1日として計算いたします。 ロ　高圧で受電する場合で，同時最大受電電力が500キロワット以上となるときまたは特別高圧で受電する場合 (イ)　割引の対象 当該受電地点の系統連系受電サービスの基本料金から系統設備効率化割引額を差し引いた金額といたします。ただし，33（料金の算定）(1)イ，ハ，ニ，トまたはチの場合は，制限または中止の日における契約内容に応じて算定される1月の金額といたします。 (ロ)　割 引 率 1月中の制限し，または中止した延べ時間数1時間ごとに0.2パーセントといたします。 (ハ)　制限または中止延べ時間数の計算 延べ時間数は，1回10分以上の制限または中止の延べ時間とし，1時間未満の端数を生じた場合は，30分以上は切り上げ，30分未満は切り捨てます。 なお，制限時間については，次の算式によって修正したうえで合計いたします。 a　発電量調整受電電力を制限した場合 $H' = H \times \frac{D-d}{D}$ H′　＝　修正時間 H　＝　制限時間 D　＝　当該受電地点の同時最大受電電力 d　＝　制限時間中の当該受電地点の発電量調整受電電力の最大値 b　発電量調整受電電力量を制限した場合 $H' = H \times \frac{A-B}{A}$ H′　＝　修正時間 H　＝　制限時間 A　＝　制限指定時間中の当該受電地点の基準となる電力量 B　＝　制限時間中の当該受電地点の発電量調整受電電力量 c　発電量調整受電電力および発電量調整受電電力量を同時に制限した時間については，aによる修正時間またはbによる修正時間のいずれか大きいものによります。 (8)　(7)による延べ日数または延べ時間数を計算する場合には，電気工作物の保守または増強のための工事の必要	

変更前（令和６年 10 月１日実施）	変更後（令和７年４月１日実施）
上当社が発電者に３日前までにお知らせして行なう制限または中止は，１月につき１日を限って計算に入れません。この場合の１月につき１日とは，１暦月の１暦日における１回の工事による制限または中止の時間といたします。	
(9)　当社は，(2)または(3)によって，需要者の電気の使用を制限し，または中止した場合，これにともなう料金の減額は行ないません。	(7)　当社は，(2)または(3)によって，発電者の発電もしくは放電または需要者の電気の使用を制限し，または中止した場合，これにともなう料金の減額は行ないません。
(10)　予備送電サービスの使用を制限し，または中止した場合，これにともなう料金の減額は行ないません。	(8)　予備送電サービスの使用を制限し，または中止した場合，これにともなう料金の減額は行ないません。
(11)　当社は，(2)イの場合で，発電量調整供給に係る発電設備等に対してＮ－1 電制を実施したときは，これにより生じた小売電気事業，特定送配電事業または自己等への電気の供給の用に供する電気の不足電力量（以下「Ｎ－1 電制時調達不足電力量」といいます。）の調達に要した費用の実費相当額に，Ｎ－1 電制が実施された発電設備等を再度起動するために要した燃料費等の費用の実費を加えた金額から，Ｎ－1 電制が実施されなかったとしたときにその発電設備等がＮ－1 電制時調達不足電力量を発電または放電するのに要したであろう費用に相当する金額を差し引いた金額について，電力広域的運営推進機関が認める範囲においてＮ－1 電制オペレーション費用として発電契約者にお支払いいたします。	(9)　当社は，(2)イの場合で，発電量調整供給に係る発電設備等に対してＮ－1 電制を実施したときは，これにより生じた小売電気事業，特定送配電事業または自己等への電気の供給の用に供する電気の不足電力量（以下「Ｎ－1 電制時調達不足電力量」といいます。）の調達に要した費用の実費相当額に，Ｎ－1 電制が実施された発電設備等を再度起動するために要した燃料費等の費用の実費を加えた金額から，Ｎ－1 電制が実施されなかったとしたときにその発電設備等がＮ－1 電制時調達不足電力量を発電または放電するのに要したであろう費用に相当する金額を差し引いた金額について，電力広域的運営推進機関が認める範囲においてＮ－1 電制オペレーション費用として発電契約者にお支払いいたします。
40　適正契約の保持等	**40　適正契約の保持等**
(1)　当社は，契約者，発電契約者，発電者または需要抑制契約者との接続供給契約，振替供給契約，発電量調整供給契約，系統連系受電契約または需要抑制量調整供給契約が使用状態，発電・放電状態または需要抑制状態に比べて不適当と認められる場合には，その契約をすみやかに適正なものに変更していただきます。	(1)　当社は，契約者，発電契約者，発電者または需要抑制契約者との接続供給契約，振替供給契約，発電量調整供給契約，系統連系受電契約または需要抑制量調整供給契約が使用状態，発電・放電状態または需要抑制状態に比べて不適当と認められる場合には，その契約をすみやかに適正なものに変更していただきます。
(2)　当社は，発電量調整受電電力が契約受電電力または同時最大受電電力をこえる場合には，その契約受電電力または同時最大受電電力をすみやかに適正なものに変更していただきます。	(2)　当社は，発電量調整受電電力が契約受電電力または同時最大受電電力をこえる場合には，その契約受電電力または同時最大受電電力をすみやかに適正なものに変更していただきます。
(3)　当社は，31（電力および電力量の算定）(22)もしくは(23)によって算定された値が著しく大きい場合，31（電力および電力量の算定）(20)イもしくは(21)イによって算定された値が著しく大きい場合，31（電力および電力量の算定）(20)ロもしくは(21)ロによって算定された値が著しく大きい場合（いずれの場合も，給電指令時補給電力量として算定された値を除きます。），31（電力および電力量の算定）(24)もしくは(25)によって算定された値が著しく大きい場合または 31（電力および電力量の算定）(17)のベースラインもしくは分割接続供給における通告電力量が著しく不適当と認められる場合等，契約者との接続供給契約に比べて使用状態が不適当と認められる場合，発電契約者との発電量調整供給契約に比べて発電・放電状態が不適当と認められる場合または需要抑制契約者との需要抑制量調整供給契約に比べて需要抑制状態が不適当と認められる場合には，使用状態，発電・放電状態または需要抑制状態をすみやかに適正なものに修正していただきます。	(3)　当社は，31（電力および電力量の算定）(22)もしくは(23)によって算定された値が著しく大きい場合，31（電力および電力量の算定）(20)イもしくは(21)イによって算定された値が著しく大きい場合，31（電力および電力量の算定）(20)ロもしくは(21)ロによって算定された値が著しく大きい場合（いずれの場合も，給電指令時補給電力量として算定された値を除きます。），31（電力および電力量の算定）(24)もしくは(25)によって算定された値が著しく大きい場合または 31（電力および電力量の算定）(17)のベースラインもしくは分割接続供給における通告電力量が著しく不適当と認められる場合等，契約者との接続供給契約に比べて使用状態が不適当と認められる場合，発電契約者との発電量調整供給契約に比べて発電・放電状態が不適当と認められる場合または需要抑制契約者との需要抑制量調整供給契約に比べて需要抑制状態が不適当と認められる場合には，使用状態，発電・放電状態または需要抑制状態をすみやかに適正なものに修正していただきます。
41　契 約 超 過 金	**41　契 約 超 過 金**
(1)　契約者が接続送電サービス契約電力，臨時接続送電サービス契約電力または予備送電サービス契約電力をこえて電気を使用された場合には，当社の責めとなる理由による場合を除き，当社は，契約超過電力に接続送電サービスもしくは臨時接続送電サービスの該当基本料金率または予備送電サービスの該当料金率を乗じてえた金額をその１月の力率により割引または割増ししたもの（ただし，予備送電サービス契約電力をこえて電気を使用された場合は，力率による割引または割増しをいたしません。）の 1.5 倍に相当する金額を，契約超過金として契約者から申し受けます。	(1)　契約者が接続送電サービス契約電力，臨時接続送電サービス契約電力または予備送電サービス契約電力をこえて電気を使用された場合には，当社の責めとなる理由による場合を除き，当社は，契約超過電力に接続送電サービスもしくは臨時接続送電サービスの該当基本料金率または予備送電サービスの該当料金率を乗じてえた金額をその１月の力率により割引または割増ししたもの（ただし，予備送電サービス契約電力をこえて電気を使用された場合は，力率による割引または割増しをいたしません。）の 1.5 倍に相当する金額を，契約超過金として契約者から申し受けます。

変更前（令和６年10月１日実施）	変更後（令和７年４月１日実施）
なお，この場合，契約超過電力とは，その１月の最大需要電力等から接続送電サービス契約電力，臨時接続送電サービス契約電力または予備送電サービス契約電力を差し引いた値といたします。 また，当社が分割接続供給を行なう供給地点において，いずれかの契約者が接続送電サービス契約電力，臨時接続送電サービス契約電力または予備送電サービス契約電力をこえて当社のサービスを利用された場合は，それぞれの契約者に係る接続送電サービス，臨時接続送電サービスまたは予備送電サービスにおける契約超過金とあわせて，33（料金の算定）(12)，(13)または(14)にもとづき料金の調整を行なうために，１供給地点につき，１接続送電サービス，１臨時接続送電サービスまたは１予備送電サービスを適用したときの契約超過金を算定し，それぞれの契約者に係る接続送電サービス，臨時接続送電サービスまたは予備送電サービスにおける契約超過金の合計と，１供給地点につき，１接続送電サービス，１臨時接続送電サービスまたは１予備送電サービスを適用した場合における契約超過金との間に差が生ずるときは，33（料金の算定）(12)，(13)または(14)に準じて契約超過金の調整を実施いたします。	なお，この場合，契約超過電力とは，その１月の最大需要電力等から接続送電サービス契約電力，臨時接続送電サービス契約電力または予備送電サービス契約電力を差し引いた値といたします。 また，当社が分割接続供給を行なう供給地点において，いずれかの契約者が接続送電サービス契約電力，臨時接続送電サービス契約電力または予備送電サービス契約電力をこえて当社のサービスを利用された場合は，それぞれの契約者に係る接続送電サービス，臨時接続送電サービスまたは予備送電サービスにおける契約超過金とあわせて，33（料金の算定）(12)，(13)または(14)にもとづき料金の調整を行なうために，１供給地点につき，１接続送電サービス，１臨時接続送電サービスまたは１予備送電サービスを適用したときの契約超過金を算定し，それぞれの契約者に係る接続送電サービス，臨時接続送電サービスまたは予備送電サービスにおける契約超過金の合計と，１供給地点につき，１接続送電サービス，１臨時接続送電サービスまたは１予備送電サービスを適用した場合における契約超過金との間に差が生ずるときは，33（料金の算定）(12)，(13)または(14)に準じて契約超過金の調整を行ないます。
(2)　発電者が同時最大受電電力をこえて発電または放電された場合には，当社の責めとなる理由による場合を除き，当社は，契約超過受電電力に系統連系受電サービスの基本料金率を乗じてえた金額の1.5倍に相当する金額を，契約超過金として発電者から申し受けます。 なお，この場合，契約超過受電電力は，次によって受電地点ごとに，発電バランシンググループごとに定めます。 イ　発電場所が１発電バランシンググループに属している場合 (イ)　同時最大受電電力が発電設備等に係る供給地点の接続送電サービス契約電力（発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は，１接続送電サービスを適用したときのその１月の接続送電サービス契約電力といたします。）を上回る場合または発電設備等に係る供給地点において電灯定額接続送電サービスが適用されている場合 その１月の最大連系電力等から同時最大受電電力を差し引いた値といたします。 (ロ)　同時最大受電電力が発電設備等に係る供給地点の接続送電サービス契約電力（発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は，１接続送電サービスを適用したときのその１月の接続送電サービス契約電力といたします。）を下回る場合 その１月の最大連系電力等から発電設備等に係る供給地点の接続送電サービス契約電力（発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は，１接続送電サービスを適用したときのその１月の接続送電サービス契約電力といたします。）を差し引いた値といたします。ただし，差し引いた値が零を下回る場合は，契約超過金を申し受けません。 ロ　発電場所が複数の発電バランシンググループに属している場合 (イ)　同時最大受電電力が発電設備等に係る供給地点の接続送電サービス契約電力（発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は，１接続送電サービスを適用したときのその１月の接続送電サービス契約電力といたします。）を上回る場合または発電設備等に係る供給地点において電灯定額接続送電サービスが適用されている場合 発電バランシンググループごとの契約超過受電電力は，その１月の最大連系電力等を契約受電電力の比であん分してえた値から同時最大受電電力を契約受電電力の比であん分してえた値を差し引いた値といたします。	(2)　発電者が同時最大受電電力をこえて発電または放電された場合には，当社の責めとなる理由による場合を除き，当社は，契約超過受電電力に系統連系受電サービスの基本料金率を乗じてえた金額の1.5倍に相当する金額を，契約超過金として発電者から申し受けます。 なお，この場合，契約超過受電電力は，次によって受電地点ごとに，発電バランシンググループごとに定めます。 イ　発電場所が１発電バランシンググループに属している場合 (イ)　同時最大受電電力が発電設備等に係る供給地点の接続送電サービス契約電力（発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は，１接続送電サービスを適用したときのその１月の接続送電サービス契約電力といたします。）を上回る場合または発電設備等に係る供給地点において電灯定額接続送電サービスが適用されている場合 その１月の最大連系電力等から同時最大受電電力を差し引いた値といたします。 (ロ)　同時最大受電電力が発電設備等に係る供給地点の接続送電サービス契約電力（発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は，１接続送電サービスを適用したときのその１月の接続送電サービス契約電力といたします。）を下回る場合 その１月の最大連系電力等から発電設備等に係る供給地点の接続送電サービス契約電力（発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は，１接続送電サービスを適用したときのその１月の接続送電サービス契約電力といたします。）を差し引いた値といたします。ただし，差し引いた値が零を下回る場合は，契約超過金を申し受けません。 ロ　発電場所が複数の発電バランシンググループに属している場合 (イ)　同時最大受電電力が発電設備等に係る供給地点の接続送電サービス契約電力（発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は，１接続送電サービスを適用したときのその１月の接続送電サービス契約電力といたします。）を上回る場合または発電設備等に係る供給地点において電灯定額接続送電サービスが適用されている場合 発電バランシンググループごとの契約超過受電電力は，その１月の最大連系電力等を契約受電電力の比であん分してえた値から同時最大受電電力を契約受電電力の比であん分してえた値を差し引いた値といたします。

変更前（令和６年10月１日実施）	変更後（令和７年４月１日実施）
(ﾛ)　同時最大受電電力が発電設備等に係る供給地点の接続送電サービス契約電力（発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は，１接続送電サービスを適用したときのその１月の接続送電サービス契約電力といたします。）を下回る場合 発電バランシンググループごとの契約超過受電電力は，その１月の最大連系電力等を契約受電電力の比であん分してえた値から発電設備等に係る供給地点のその１月の接続送電サービス契約電力（発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は，１接続送電サービスを適用したときのその１月の接続送電サービス契約電力といたします。）を契約受電電力の比であん分してえた値を差し引いた値といたします。ただし，差し引いた値が零を下回る場合は，契約超過金を申し受けません。	(ﾛ)　同時最大受電電力が発電設備等に係る供給地点の接続送電サービス契約電力（発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は，１接続送電サービスを適用したときのその１月の接続送電サービス契約電力といたします。）を下回る場合 発電バランシンググループごとの契約超過受電電力は，その１月の最大連系電力等を契約受電電力の比であん分してえた値から発電設備等に係る供給地点のその１月の接続送電サービス契約電力（発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は，１接続送電サービスを適用したときのその１月の接続送電サービス契約電力といたします。）を契約受電電力の比であん分してえた値を差し引いた値といたします。ただし，差し引いた値が零を下回る場合は，契約超過金を申し受けません。
ハ　イおよびロにおいて，契約超過受電電力の算定上，次のものについても接続送電サービス契約電力１キロワットとみなします。	ハ　イおよびロにおいて，契約超過受電電力の算定上，次のものについても接続送電サービス契約電力１キロワットとみなします。
(ｲ)　臨時接続送電サービス契約電力（発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は，１臨時接続送電サービスを適用したときの臨時接続送電サービス契約電力といたします。）１キロワット	(ｲ)　臨時接続送電サービス契約電力（発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は，１臨時接続送電サービスを適用したときの臨時接続送電サービス契約電力といたします。）１キロワット
(ﾛ)　接続送電サービス契約電流または臨時接続送電サービス契約電流10アンペア ただし，接続送電サービス契約電流が５アンペアの場合は，0.5キロワットとみなし，15アンペアの場合は，1.5キロワットとみなします。	(ﾛ)　接続送電サービス契約電流または臨時接続送電サービス契約電流10アンペア ただし，接続送電サービス契約電流が５アンペアの場合は，0.5キロワットとみなし，15アンペアの場合は，1.5キロワットとみなします。
(ﾊ)　接続送電サービス契約容量または臨時接続送電サービス契約容量１キロボルトアンペア	(ﾊ)　接続送電サービス契約容量または臨時接続送電サービス契約容量１キロボルトアンペア
(ﾆ)　電灯臨時定額接続送電サービスにおける契約負荷設備の総容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，各契約負荷設備ごとに別表４〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）１キロボルトアンペア ただし，電灯臨時定額接続送電サービスにおける契約負荷設備の総容量の端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。	(ﾆ)　電灯臨時定額接続送電サービスにおける契約負荷設備の総容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，各契約負荷設備ごとに別表４〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）１キロボルトアンペア ただし，電灯臨時定額接続送電サービスにおける契約負荷設備の総容量の端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。
(ﾎ)　附則３（揚水発電設備等が設置された需要場所に接続供給を行なう場合の特別措置）の適用を受けている場合の接続供給課金対象電力（揚水発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は，１接続送電サービスまたは１臨時接続送電サービスを適用したときの接続供給課金対象電力といたします。）１キロワット	(ﾎ)　附則３（揚水発電設備等が設置された需要場所に接続供給を行なう場合の特別措置）の適用を受けている場合の接続供給課金対象電力（揚水発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は，１接続送電サービスまたは１臨時接続送電サービスを適用したときの接続供給課金対象電力といたします。）１キロワット
(3)　契約超過金の支払期日および支払方法については，次のとおりといたします。	(3)　契約超過金の支払期日および支払方法については，次のとおりといたします。
イ　契約者の場合 契約電力をこえて電気を使用された月の検針日が供給側料金算定日となる日程等別料金（該当する日程等別料金がない場合は，供給側料金算定日が直後の日程等別料金といたします。）の支払期日までに，原則として，その日程等別料金とあわせて支払っていただきます。	イ　契約者の場合 契約電力をこえて電気を使用された月の検針日が供給側料金算定日となる日程等別料金（該当する日程等別料金がない場合は，供給側料金算定日が直後の日程等別料金といたします。）の支払期日までに，原則として，その日程等別料金とあわせて支払っていただきます。
ロ　発電者の場合 同時最大受電電力をこえて発電または放電された月の検針日が受電側料金算定日となる系統連系受電サービス料金（該当する系統連系受電サービス料金がない場合は，受電側料金算定日が直後の系統連系受電サービス料金といたします。）の支払期日までに，原則として，その系統連系受電サービス料金とあわせて支払っていただきます。	ロ　発電者の場合 同時最大受電電力をこえて発電または放電された月の検針日が受電側料金算定日となる系統連系受電サービス料金（該当する系統連系受電サービス料金がない場合は，受電側料金算定日が直後の系統連系受電サービス料金といたします。）の支払期日までに，原則として，その系統連系受電サービス料金とあわせて支払っていただきます。

変更前（令和6年10月1日実施）	変更後（令和7年4月1日実施）
42　力 率 の 保 持 (1)　低圧で供給する場合 イ　接続供給における供給地点ごとの力率は，原則として，電灯定額接続送電サービス，電灯標準接続送電サービス，電灯時間帯別接続送電サービス，電灯従量接続送電サービス，電灯臨時定額接続送電サービスまたは電灯臨時接続送電サービスの適用を受ける供給地点については90パーセント以上，その他の供給地点については85パーセント以上に保持していただきます。 ロ　進相用コンデンサを取り付ける場合は，それぞれの電気機器ごとに取り付けていただきます。ただし，やむをえない事情によって，2 以上の電気機器に対して一括して取り付ける場合は，進相用コンデンサの開放により，軽負荷時の力率が進み力率とならないようにしていただきます。 なお，進相用コンデンサは，別表13（進相用コンデンサ取付容量基準）を基準として取り付けていただきます。 (2)　高圧または特別高圧で供給する場合 イ　接続供給における供給地点ごとの力率は，原則として85パーセント以上に保持していただきます。 なお，軽負荷時には進み力率とならないようにしていただきます。 ロ　当社は，技術上必要がある場合には，進相用コンデンサの開閉をお願いすることおよび接続する進相用コンデンサ容量を協議させていただくことがあります。 なお，この場合の当該供給地点の1月の力率は，必要に応じて契約者と当社との協議（分割接続供給の場合は，双方の契約者と当社との協議といたします。）によって定めます。	**42　力 率 の 保 持** (1)　低圧で供給する場合 イ　接続供給における供給地点ごとの力率は，原則として，電灯定額接続送電サービス，電灯標準接続送電サービス，電灯時間帯別接続送電サービス，電灯従量接続送電サービス，電灯臨時定額接続送電サービスまたは電灯臨時接続送電サービスの適用を受ける供給地点については90パーセント以上，その他の供給地点については85パーセント以上に保持していただきます。 ロ　進相用コンデンサを取り付ける場合は，それぞれの電気機器ごとに取り付けていただきます。ただし，やむをえない事情によって，2 以上の電気機器に対して一括して取り付ける場合は，進相用コンデンサの開放により，軽負荷時の力率が進み力率とならないようにしていただきます。 なお，進相用コンデンサは，別表13（進相用コンデンサ取付容量基準）を基準として取り付けていただきます。 (2)　高圧または特別高圧で供給する場合 イ　接続供給における供給地点ごとの力率は，原則として85パーセント以上に保持していただきます。 なお，軽負荷時には進み力率とならないようにしていただきます。 ロ　当社は，技術上必要がある場合には，進相用コンデンサの開閉をお願いすることおよび接続する進相用コンデンサ容量を協議させていただくことがあります。 なお，この場合の当該供給地点の1月の力率は，必要に応じて契約者と当社との協議（分割接続供給の場合は，双方の契約者と当社との協議といたします。）によって定めます。
43　発電場所および需要場所への立入りによる業務の実施 当社は，次の業務を実施するため，発電者の承諾をえて発電者の土地もしくは建物に，または需要者の承諾をえて需要者の土地もしくは建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合（託送供給または発電量調整供給の終了後の立入りとなる場合を含みます。）には，正当な理由がない限り，立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。 なお，発電者または需要者のお求めに応じ，係員は，所定の証明書を提示いたします。 (1)　受電地点に至るまでの当社の供給設備および供給地点に至るまでの当社の供給設備または計量器等発電場所内および需要場所内の当社の電気工作物の設計，施工（取付けおよび取外しを含みます。），改修または検査 (2)　76（保安等に対する発電者および需要者の協力）によって必要な発電者または需要者の電気工作物の検査等の業務 (3)　不正な電気の使用の防止等に必要な，発電者もしくは需要者の電気機器の試験，契約負荷設備，契約主開閉器もしくはその他電気工作物の確認もしくは検査または発電者もしくは需要者の電気の使用用途の確認 (4)　計量器の検針または計量値の確認 (5)　45（託送供給等の停止），53（契約の廃止）または55（解約等）により必要な処置 (6)　その他この約款によって，接続供給契約，振替供給契約，発電量調整供給契約および系統連系受電契約の成立，変更もしくは終了等に必要な業務または当社の電気工作物に係る保安の確認に必要な業務	**43　発電場所および需要場所への立入りによる業務の実施** 当社は，次の業務を実施するため，発電者の承諾をえて発電者の土地もしくは建物に，または需要者の承諾をえて需要者の土地もしくは建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合（託送供給または発電量調整供給の終了後の立入りとなる場合を含みます。）には，正当な理由がない限り，立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。 なお，発電者または需要者のお求めに応じ，係員は，所定の証明書を提示いたします。 (1)　受電地点に至るまでの当社の供給設備および供給地点に至るまでの当社の供給設備または計量器等発電場所内および需要場所内の当社の電気工作物の設計，施工（取付けおよび取外しを含みます。），改修または検査 (2)　76（保安等に対する発電者および需要者の協力）によって必要な発電者または需要者の電気工作物の検査等の業務 (3)　不正な電気の使用の防止等に必要な，発電者もしくは需要者の電気機器の試験，契約負荷設備，契約主開閉器もしくはその他電気工作物の確認もしくは検査または発電者もしくは需要者の電気の使用用途の確認 (4)　計量器の検針または計量値の確認 (5)　45（託送供給等の停止），53（契約の廃止）または55（解約等）により必要な処置 (6)　その他この約款によって，接続供給契約，振替供給契約，発電量調整供給契約および系統連系受電契約の成立，変更もしくは終了等に必要な業務または当社の電気工作物に係る保安の確認に必要な業務

変更前（令和6年10月1日実施）	変更後（令和7年4月1日実施）
44　託送供給等にともなう協力 (1)　発電者または需要者が次の原因等により他者の電気の使用を妨害し，もしくは妨害するおそれがある場合，または当社もしくは他の電気事業者の電気工作物に支障を及ぼし，もしくは支障を及ぼすおそれがある場合（この場合の判定は，その原因となる現象が最も著しいと認められる地点で行ないます。）には，託送供給契約については契約者の，発電量調整供給契約については発電契約者の負担で，必要な調整装置または保護装置を発電場所または需要場所に施設していただくとともに，とくに必要がある場合には，託送供給契約については契約者の，発電量調整供給契約については発電契約者の負担で，当社が供給設備を変更し，または専用供給設備を施設いたします。 イ　負荷等の特性によって各相間の負荷が著しく平衡を欠く場合 ロ　負荷等の特性によって電圧または周波数が著しく変動する場合 ハ　負荷等の特性によって波形に著しいひずみを生ずる場合 ニ　著しい高周波または高調波を発生する場合 ホ　その他イ，ロ，ハまたはニに準ずる場合 (2)　発電者または需要者が発電設備等を当社の供給設備に電気的に接続して使用される場合は，(1)に準じて取り扱います。 　なお，この場合の料金その他の連系条件は，別に定める発電設備系統連系サービス要綱によります。	**44　託送供給等にともなう協力** (1)　発電者または需要者が次の原因等により他者の電気の使用を妨害し，もしくは妨害するおそれがある場合，または当社もしくは他の電気事業者の電気工作物に支障を及ぼし，もしくは支障を及ぼすおそれがある場合（この場合の判定は，その原因となる現象が最も著しいと認められる地点で行ないます。）には，託送供給契約については契約者の，発電量調整供給契約については発電契約者の負担で，必要な調整装置または保護装置を発電場所または需要場所に施設していただくとともに，とくに必要がある場合には，託送供給契約については契約者の，発電量調整供給契約については発電契約者の負担で，当社が供給設備を変更し，または専用供給設備を施設いたします。 イ　負荷等の特性によって各相間の負荷が著しく平衡を欠く場合 ロ　負荷等の特性によって電圧または周波数が著しく変動する場合 ハ　負荷等の特性によって波形に著しいひずみを生ずる場合 ニ　著しい高周波または高調波を発生する場合 ホ　その他イ，ロ，ハまたはニに準ずる場合 (2)　発電者または需要者が発電設備等を当社の供給設備に電気的に接続して使用される場合は，(1)に準じて取り扱います。 　なお，この場合の料金その他の連系条件は，別に定める発電設備系統連系サービス要綱によります。
45　託送供給等の停止 (1)　契約者，発電契約者，発電者または需要者が次のいずれかに該当する場合には，当社は，当該託送供給または発電量調整供給を停止することがあります。 イ　契約者，発電契約者，発電者または需要者の責めとなる理由により生じた保安上の危険のため緊急を要する場合 ロ　発電場所内または需要場所内の当社の電気工作物を故意に損傷し，または亡失して，当社に重大な損害を与えた場合 ハ　62（引込線の接続）に反して，当社の供給設備と発電者の電気設備または需要者の電気設備との接続を行なった場合 (2)　契約者，発電契約者，発電者または需要者が次のいずれかに該当し，当社が契約者，発電契約者または発電者にその旨を警告しても改めない場合には，当社は，当該託送供給または発電量調整供給を停止することがあります。 イ　契約者，発電契約者，発電者または需要者の責めとなる理由により保安上の危険がある場合 ロ　電気工作物の改変等によって不正に当社の電線路を使用，電気を使用または発電もしくは放電された場合 ハ　契約負荷設備以外の負荷設備によって電気を使用された場合 ニ　動力標準接続送電サービス，動力時間帯別接続送電サービス，動力従量接続送電サービス，動力臨時定額接続送電サービスまたは動力臨時接続送電サービスの場合で，変圧器，発電設備等その他を介して，電灯または小型機器を使用されたとき。 ホ　43（発電場所および需要場所への立入りによる業務の実施）に反して，当社の係員の立入りによる業務の実施を正当な理由なく拒否された場合	**45　託送供給等の停止** (1)　契約者，発電契約者，発電者または需要者が次のいずれかに該当する場合には，当社は，当該託送供給または発電量調整供給を停止することがあります。 イ　契約者，発電契約者，発電者または需要者の責めとなる理由により生じた保安上の危険のため緊急を要する場合 ロ　発電場所内または需要場所内の当社の電気工作物を故意に損傷し，または亡失して，当社に重大な損害を与えた場合 ハ　62（引込線の接続）に反して，当社の供給設備と発電者の電気設備または需要者の電気設備との接続を行なった場合 (2)　契約者，発電契約者，発電者または需要者が次のいずれかに該当し，当社が契約者，発電契約者または発電者にその旨を警告しても改めない場合には，当社は，当該託送供給または発電量調整供給を停止することがあります。 イ　契約者，発電契約者，発電者または需要者の責めとなる理由により保安上の危険がある場合 ロ　電気工作物の改変等によって不正に当社の電線路を使用，電気を使用または発電もしくは放電された場合 ハ　契約負荷設備以外の負荷設備によって電気を使用された場合 ニ　動力標準接続送電サービス，動力時間帯別接続送電サービス，動力従量接続送電サービス，動力臨時定額接続送電サービスまたは動力臨時接続送電サービスの場合で，変圧器，発電設備等その他を介して，電灯または小型機器を使用されたとき。 ホ　43（発電場所および需要場所への立入りによる業務の実施）に反して，当社の係員の立入りによる業務の実施を正当な理由なく拒否された場合

変更前（令和6年10月1日実施）	変更後（令和7年4月1日実施）
へ　44（託送供給等にともなう協力）によって必要となる措置を講じられない場合	へ　44（託送供給等にともなう協力）によって必要となる措置を講じられない場合
(3)　契約者，発電契約者または発電者が次のいずれかに該当し，当社が契約者，発電契約者または発電者にその改善を求めた場合で，40（適正契約の保持等）に定める適正契約への変更および適正な使用状態または発電・放電状態への修正に応じていただけないときには，当社は，当該託送供給または発電量調整供給を停止することがあります。	(3)　契約者，発電契約者または発電者が次のいずれかに該当し，当社が契約者，発電契約者または発電者にその改善を求めた場合で，40（適正契約の保持等）に定める適正契約への変更および適正な使用状態または発電・放電状態への修正に応じていただけないときには，当社は，当該託送供給または発電量調整供給を停止することがあります。
イ　接続送電サービス契約電力をこえて接続送電サービスを使用される場合	イ　接続送電サービス契約電力をこえて接続送電サービスを使用される場合
ロ　臨時接続送電サービス契約電力をこえて臨時接続送電サービスを使用される場合	ロ　臨時接続送電サービス契約電力をこえて臨時接続送電サービスを使用される場合
ハ　予備送電サービス契約電力をこえて予備送電サービスを使用される場合	ハ　予備送電サービス契約電力をこえて予備送電サービスを使用される場合
ニ　発電量調整受電電力が契約受電電力または同時最大受電電力をこえる場合	ニ　発電量調整受電電力が契約受電電力または同時最大受電電力をこえる場合
ホ　接続供給電力が接続送電サービス契約電力を継続して下回る場合（19〔接続送電サービス〕(3)イ(ニ)に定める電灯従量接続送電サービス，19〔接続送電サービス〕(3)イ(ト)に定める動力従量接続送電サービス，19〔接続送電サービス〕(3)ロ(ハ)に定める高圧従量接続送電サービスまたは19〔接続送電サービス〕(3)ハ(ハ)に定める特別高圧従量接続送電サービスの適用を受ける場合に限ります。）	ホ　接続供給電力が接続送電サービス契約電力を継続して下回る場合（19〔接続送電サービス〕(3)イ(ニ)に定める電灯従量接続送電サービス，19〔接続送電サービス〕(3)イ(ト)に定める動力従量接続送電サービス，19〔接続送電サービス〕(3)ロ(ハ)に定める高圧従量接続送電サービスまたは19〔接続送電サービス〕(3)ハ(ハ)に定める特別高圧従量接続送電サービスの適用を受ける場合に限ります。）
(4)　発電者または需要者がその他この約款に反した場合には，当社は，当該託送供給または発電量調整供給を停止することがあります。	(4)　発電者または需要者がその他この約款に反した場合には，当社は，当該託送供給または発電量調整供給を停止することがあります。
(5)　(1)から(4)によって当該託送供給または発電量調整供給を停止する場合には，当社は，当社の供給設備または発電者もしくは需要者の電気設備において，託送供給または発電量調整供給の停止のための適当な処置を行ないます。 なお，この場合には，必要に応じて発電者および需要者に協力をしていただきます。 また，停止のための適当な処置を行なう場合には，その旨を文書等により発電者または需要者にお知らせすることがあります。	(5)　(1)から(4)によって当該託送供給または発電量調整供給を停止する場合には，当社は，当社の供給設備または発電者もしくは需要者の電気設備において，託送供給または発電量調整供給の停止のための適当な処置を行ないます。 なお，この場合には，必要に応じて発電者および需要者に協力をしていただきます。 また，停止のための適当な処置を行なう場合には，その旨を文書等により発電者または需要者にお知らせすることがあります。
46　託送供給等の停止の解除 45（託送供給等の停止）によって託送供給または発電量調整供給を停止した場合で，契約者，発電契約者，発電者または需要者がその理由となった事実を解消したときには，当社は，すみやかに当該託送供給または発電量調整供給を再開いたします。	**46　託送供給等の停止の解除** 45（託送供給等の停止）によって託送供給または発電量調整供給を停止した場合で，契約者，発電契約者，発電者または需要者がその理由となった事実を解消したときには，当社は，すみやかに当該託送供給または発電量調整供給を再開いたします。
47　託送供給等の停止期間中の料金 45（託送供給等の停止）によって接続供給または発電量調整供給を停止した場合には，その停止期間中については，まったく電気を使用しない場合またはまったく発電もしくは放電しない場合の月額料金を33（料金の算定）により日割計算をして，料金を算定いたします。	**47　託送供給等の停止期間中の料金** 45（託送供給等の停止）によって接続供給または発電量調整供給を停止した場合には，その停止期間中については，まったく電気を使用しない場合またはまったく発電もしくは放電しない場合の月額料金を33（料金の算定）により日割計算をして，料金を算定いたします。
48　違　　約　　金 (1)　契約者，発電契約者，発電者または需要者が次のいずれかに該当し，そのために料金の全部または一部の支払いを免れた場合には，当社は，その免れた金額の3倍に相当する金額を，違約金として接続供給契約については契約者から，発電量調整供給契約については発電契約者から，系統連系受電契約については発電者から申し受けます。	**48　違　　約　　金** (1)　契約者，発電契約者，発電者または需要者が次のいずれかに該当し，そのために料金の全部または一部の支払いを免れた場合には，当社は，その免れた金額の3倍に相当する金額を，違約金として接続供給契約については契約者から，発電量調整供給契約については発電契約者から，系統連系受電契約については発電者から申し受けます。

変更前（令和6年10月1日実施）	変更後（令和7年4月1日実施）
イ　1（適用）に定める用途以外の用途に電気を使用された場合 ロ　45（託送供給等の停止）(2)ロ，ハまたはニの場合 (2)　(1)の免れた金額は，この約款に定められた供給条件にもとづいて算定された金額と，不正な使用方法または発電・放電方法にもとづいて算定された金額との差額といたします。 (3)　不正に使用した期間または不正に発電もしくは放電した期間が確認できない場合は，6 月以内で当社が決定した期間といたします。	イ　1（適用）に定める用途以外の用途に電気を使用された場合 ロ　45（託送供給等の停止）(2)ロ，ハまたはニの場合 (2)　(1)の免れた金額は，この約款に定められた供給条件にもとづいて算定された金額と，不正な使用方法または発電・放電方法にもとづいて算定された金額との差額といたします。 (3)　不正に使用した期間または不正に発電もしくは放電した期間が確認できない場合は，6 月以内で当社が決定した期間といたします。
49　損害賠償の免責 (1)　11（託送供給等の開始）(2)によって託送供給または電力量調整供給の開始日を変更した場合，39（給電指令の実施等）によって発電者の発電もしくは放電または需要者の電気の使用を制限し，もしくは中止した場合，または発電者の発電設備等に連系する当社の供給設備の事故により発電者の発電もしくは放電を制限し，または中止した場合で，それが当社の責めとならない理由によるものであるときには，当社は，契約者，発電契約者，需要抑制契約者，発電者または需要者の受けた損害について賠償の責めを負いません。 (2)　45（託送供給等の停止）によって託送供給もしくは発電量調整供給を停止した場合または 55（解約等）によって接続供給契約，振替供給契約，発電量調整供給契約，系統連系受電契約もしくは需要抑制量調整供給契約を解約した場合には，当社は，契約者，発電契約者，需要抑制契約者，発電者または需要者の受けた損害について賠償の責めを負いません。 (3)　45（託送供給等の停止）によって停止のための適当な処置を行なう旨を文書等により発電者もしくは需要者にお知らせした場合または 55（解約等）によって契約者もしくは発電契約者が 55（解約等）(1)ロに該当する旨を文書等により発電者もしくは需要者にお知らせした場合には，当社は，契約者，発電契約者，需要抑制契約者，発電者または需要者の受けた損害について賠償の責めを負いません。 (4)　当社に故意または過失がある場合を除き，当社は，契約者，発電契約者，需要抑制契約者，発電者または需要者が漏電その他の事故により受けた損害について賠償の責めを負いません。	**49　損害賠償の免責** (1)　11（託送供給等の開始）(2)によって託送供給または電力量調整供給の開始日を変更した場合，39（給電指令の実施等）によって発電者の発電もしくは放電または需要者の電気の使用を制限し，もしくは中止した場合，または発電者の発電設備等に連系する当社の供給設備の事故により発電者の発電もしくは放電を制限し，または中止した場合で，それが当社の責めとならない理由によるものであるときには，当社は，契約者，発電契約者，需要抑制契約者，発電者または需要者の受けた損害について賠償の責めを負いません。 (2)　45（託送供給等の停止）によって託送供給もしくは発電量調整供給を停止した場合または 55（解約等）によって接続供給契約，振替供給契約，発電量調整供給契約，系統連系受電契約もしくは需要抑制量調整供給契約を解約した場合には，当社は，契約者，発電契約者，需要抑制契約者，発電者または需要者の受けた損害について賠償の責めを負いません。 (3)　45（託送供給等の停止）によって停止のための適当な処置を行なう旨を文書等により発電者もしくは需要者にお知らせした場合または 55（解約等）によって契約者もしくは発電契約者が 55（解約等）(1)ロに該当する旨を文書等により発電者もしくは需要者にお知らせした場合には，当社は，契約者，発電契約者，需要抑制契約者，発電者または需要者の受けた損害について賠償の責めを負いません。 (4)　当社に故意または過失がある場合を除き，当社は，契約者，発電契約者，需要抑制契約者，発電者または需要者が漏電その他の事故により受けた損害について賠償の責めを負いません。
50　設 備 の 賠 償 契約者，発電契約者，発電者または需要者が故意または過失によって，発電場所内または需要場所内の当社の電気工作物，電気機器その他の設備を損傷し，または亡失した場合は，その設備について次の金額を託送供給契約については契約者に，発電量調整供給契約については発電契約者に賠償していただきます。 (1)　修理可能の場合 修理費 (2)　亡失または修理不可能の場合 帳簿価額と取替工費との合計額	**50　設 備 の 賠 償** 契約者，発電契約者，発電者または需要者が故意または過失によって，発電場所内または需要場所内の当社の電気工作物，電気機器その他の設備を損傷し，または亡失した場合は，その設備について次の金額を託送供給契約については契約者に，発電量調整供給契約については発電契約者に賠償していただきます。 (1)　修理可能の場合 修理費 (2)　亡失または修理不可能の場合 帳簿価額と取替工費との合計額

変更前（令和６年10月１日実施）	変更後（令和７年４月１日実施）
Ⅵ　契約の変更および終了	**Ⅵ　契約の変更および終了**
51　契 約 の 変 更	**51　契 約 の 変 更**
(1)　接続供給契約，振替供給契約，発電量調整供給契約，系統連系受電契約または需要抑制量調整供給契約の内容に変更が生じる場合は，Ⅱ（契約の申込み）に定める新たに接続供給契約，振替供給契約，発電量調整供給契約，系統連系受電契約または需要抑制量調整供給契約を希望される場合に準じて接続供給契約，振替供給契約，発電量調整供給契約，系統連系受電契約または需要抑制量調整供給契約を変更するものとし，すみやかに当社に変更を申し出ていただきます。	(1)　接続供給契約，振替供給契約，発電量調整供給契約，系統連系受電契約または需要抑制量調整供給契約の内容に変更が生じる場合は，Ⅱ（契約の申込み）に定める新たに接続供給契約，振替供給契約，発電量調整供給契約，系統連系受電契約または需要抑制量調整供給契約を希望される場合に準じて接続供給契約，振替供給契約，発電量調整供給契約，系統連系受電契約または需要抑制量調整供給契約を変更するものとし，すみやかに当社に変更を申し出ていただきます。
(2)　契約電力等，契約受電電力または同時最大受電電力の減少を希望される場合の(1)による契約の変更は，次のとおりといたします。 ただし，当社の供給設備を同一条件で継続して利用または反復して利用されることが想定されるにもかかわらず，発電契約者から，発電設備等の検査，補修，休止等の理由により契約受電電力または同時最大受電電力の減少の申出がある場合は，正当な理由がない限り，契約受電電力または同時最大受電電力の減少はできないものといたします。 イ　契約者または発電契約者は，あらかじめ契約電力等，契約受電電力または同時最大受電電力の減少希望日を定めて，当社に申し出ていただきます。この場合，当社は，原則として，契約者または発電契約者が申し出た契約電力等，契約受電電力または同時最大受電電力の減少希望日に契約電力等，契約受電電力または同時最大受電電力を減少させるための適当な処置を行ないます。 ロ　契約電力等，契約受電電力または同時最大受電電力は，次の場合を除き，契約者または発電契約者が当社に申し出た減少希望日に減少いたします。 (イ)　当社が契約者または発電契約者からの申出を減少希望日の翌日以降に受けた場合は，申出を受けた日に契約電力等，契約受電電力または同時最大受電電力が減少したものといたします。 (ロ)　当社の責めとならない理由（非常変災等の場合を除きます。）により契約電力等，契約受電電力または同時最大受電電力を減少させるための処置ができない場合は，契約電力等，契約受電電力または同時最大受電電力を減少させるための処置が可能となった日に減少するものといたします。	(2)　契約電力等，契約受電電力または同時最大受電電力の減少を希望される場合の(1)による契約の変更は，次のとおりといたします。 ただし，当社の供給設備を同一条件で継続して利用または反復して利用されることが想定されるにもかかわらず，発電契約者から，発電設備等の検査，補修，休止等の理由により契約受電電力または同時最大受電電力の減少の申出がある場合は，正当な理由がない限り，契約受電電力または同時最大受電電力の減少はできないものといたします。 イ　契約者または発電契約者は，あらかじめ契約電力等，契約受電電力または同時最大受電電力の減少希望日を定めて，当社に申し出ていただきます。この場合，当社は，原則として，契約者または発電契約者が申し出た契約電力等，契約受電電力または同時最大受電電力の減少希望日に契約電力等，契約受電電力または同時最大受電電力を減少させるための適当な処置を行ないます。 ロ　契約電力等，契約受電電力または同時最大受電電力は，次の場合を除き，契約者または発電契約者が当社に申し出た減少希望日に減少いたします。 (イ)　当社が契約者または発電契約者からの申出を減少希望日の翌日以降に受けた場合は，申出を受けた日に契約電力等，契約受電電力または同時最大受電電力が減少したものといたします。 (ロ)　当社の責めとならない理由（非常変災等の場合を除きます。）により契約電力等，契約受電電力または同時最大受電電力を減少させるための処置ができない場合は，契約電力等，契約受電電力または同時最大受電電力を減少させるための処置が可能となった日に減少するものといたします。
(3)　低圧で供給する場合で，需要者が小売電気事業者の変更を希望され，契約者が接続供給契約を変更するときの(1)による接続供給契約の変更は，次のとおりといたします。 イ　需要者への電気の供給を廃止される契約者は，あらかじめ当該需要者に係る供給地点への託送供給の廃止希望日を定めて，当社に申し出ていただきます。ただし，廃止申込みがロの開始申込みより先だって行なわれた場合で，当該需要者への電気の供給を新たに開始される契約者からの当該供給地点への託送供給の開始の申込みが廃止希望日の２暦日前から起算して８営業日前の日の１暦日前（記録型計量器を取り付けている場合は廃止希望日の２暦日前から起算して１営業日前の日の１暦日前といたします。）までに行なわれなかったときには，当社は，当該廃止申込みの承諾を取り消します。 また，廃止日は，当該供給地点への電気の供給を新たに開始される契約者が当社と定めた開始日と同一の日といたします。 ロ　需要者への電気の供給を新たに開始される契約者は，あらかじめ当該需要者に係る供給地点への託送供給	(3)　低圧で供給する場合で，需要者が小売電気事業者の変更を希望され，契約者が接続供給契約を変更するときの(1)による接続供給契約の変更は，次のとおりといたします。 イ　需要者への電気の供給を廃止される契約者は，あらかじめ当該需要者に係る供給地点への託送供給の廃止希望日を定めて，当社に申し出ていただきます。ただし，廃止申込みがロの開始申込みより先だって行なわれた場合で，当該需要者への電気の供給を新たに開始される契約者からの当該供給地点への託送供給の開始の申込みが廃止希望日の２暦日前から起算して８営業日前の日の１暦日前（記録型計量器を取り付けている場合は廃止希望日の２暦日前から起算して１営業日前の日の１暦日前といたします。）までに行なわれなかったときには，当社は，当該廃止申込みの承諾を取り消します。 また，廃止日は，当該供給地点への電気の供給を新たに開始される契約者が当社と定めた開始日と同一の日といたします。 ロ　需要者への電気の供給を新たに開始される契約者は，あらかじめ当該需要者に係る供給地点への託送供給

変更前（令和６年10月１日実施）	変更後（令和７年４月１日実施）
の開始希望日を定めて，当社に申し出ていただきます。この場合，当社は，契約者と協議のうえ開始日を定めます。ただし，開始申込みが廃止申込みより先だって行なわれた場合で，当該需要者への電気の供給を廃止される契約者からの当該供給地点への託送供給の廃止の申込みが開始希望日の２暦日前から起算して８営業日前の日の１暦日前（記録型計量器を取り付けている場合は廃止希望日の２暦日前から起算して１営業日前の日の１暦日前といたします。）までに行なわれなかったときには，当社は，当該開始申込みの承諾を取り消します。	の開始希望日を定めて，当社に申し出ていただきます。この場合，当社は，契約者と協議のうえ開始日を定めます。ただし，開始申込みが廃止申込みより先だって行なわれた場合で，当該需要者への電気の供給を廃止される契約者からの当該供給地点への託送供給の廃止の申込みが開始希望日の２暦日前から起算して８営業日前の日の１暦日前（記録型計量器を取り付けている場合は廃止希望日の２暦日前から起算して１営業日前の日の１暦日前といたします。）までに行なわれなかったときには，当社は，当該開始申込みの承諾を取り消します。
ハ　イおよびロにおける営業日は，当社が定めるものとし，契約者にお知らせいたします。	ハ　イおよびロにおける営業日は，当社が定めるものとし，契約者にお知らせいたします。
(4)　分割接続供給の場合で，いずれかの契約者に係る接続供給契約の内容に変更が生ずるときは，あらかじめ双方の契約者で協議のうえ，すみやかに当社に変更を申し出ていただきます。 なお，分割接続供給に係る接続供給契約の開始または変更後１年に満たない場合，９（検討および契約の申込み）(4)イ(ヲ)ａ，ｂおよびｄの事項の変更はできないものといたします。	(4)　分割接続供給の場合で，いずれかの契約者に係る接続供給契約の内容に変更が生ずるときは，あらかじめ双方の契約者で協議のうえ，すみやかに当社に変更を申し出ていただきます。 なお，分割接続供給に係る接続供給契約の開始または変更後１年に満たない場合，９（検討および契約の申込み）(4)イ(ヲ)ａ，ｂおよびｄの事項の変更はできないものといたします。
(5)　需要抑制量調整供給契約の場合で，需要者が電力需給に関する契約等を締結している契約者を変更されたときは，需要抑制契約者からの申出がない場合であっても，当社は，需要者の需要場所に係る需要抑制量調整供給を終了させるための処置を行なうことがあります。 なお，この場合には，当社が当該需要場所に係る需要抑制量調整供給を終了させるための処置を行なった日に需要抑制量調整供給契約は変更され，または消滅するものといたします。	(5)　需要抑制量調整供給契約の場合で，需要者が電力需給に関する契約等を締結している契約者を変更されたときは，需要抑制契約者からの申出がない場合であっても，当社は，需要者の需要場所に係る需要抑制量調整供給を終了させるための処置を行なうことがあります。 なお，この場合には，当社が当該需要場所に係る需要抑制量調整供給を終了させるための処置を行なった日に需要抑制量調整供給契約は変更され，または消滅するものといたします。
	(6)　混雑緩和希望者提起による系統増強プロセス（以下「混雑緩和プロセス」といいます。）により供給設備の変更を希望される場合で，発電契約者が発電量調整供給契約を変更するときの(1)による発電量調整供給契約の変更は，次のとおりといたします。
	イ　事前照会の申込み
	(ｲ)　発電契約者は，混雑緩和プロセスの概要検討（以下「概要検討」といいます。）の申込みに先だち，当社所定の様式により，混雑緩和プロセスの事前照会（以下「事前照会」といいます。）の申込みをしていただきます。
	(ﾛ)　当社は，原則として事前照会の申込みから２月以内に検討結果をお知らせいたします。
	ロ　概要検討の申込み
	(ｲ)　発電契約者は，混雑緩和プロセス開始の申込みに先だち，当社所定の様式により，イ(ﾛ)の検討結果をお知らせした日から２月以内に概要検討の申込みをしていただきます。
	(ﾛ)　当社は，原則として概要検討の申込みから３月以内に検討結果をお知らせいたします。
	(ﾊ)　当社は，１受電地点１検討につき22万円を検討料として，概要検討の申込み時に発電契約者から申し受けます。
	ハ　混雑緩和プロセス開始の申込み
	発電契約者が混雑緩和プロセスを希望される場合で，電力広域的運営推進機関送配電等業務指針に定める混雑緩和プロセスに関する保証金（以下「混雑緩和プロセスに関する保証金」といい，その金額は電力広域的運営推進機関業務規程に定める方法により算定いたします。）を要するときは，混雑緩和プロセスに関する保証金をお支払いいただき，ロ(ﾛ)の検討結果をお知らせした日から１月以内に混雑緩和プロセス開始の申込みをしていただきます。
	なお，発電契約者が追加混雑緩和希望者の募集が開始された混雑緩和プロセスへ参加を希望される場合で，

変更前（令和６年 10 月１日実施）	変更後（令和７年４月１日実施）
	混雑緩和プロセスに関する保証金を要するときは，混雑緩和プロセスに関する保証金をお支払いいただき，募集開始日から２月以内に応募をしていただきます。 　また，混雑緩和プロセスにもとづき工事費負担金補償金を定める場合は，当社と工事費負担金の補償に関する契約を締結していただきます。

変更前（令和６年10月１日実施）	変更後（令和７年４月１日実施）
52　名 義 の 変 更 合併その他の原因によって，新たな契約者，発電契約者，発電者または需要抑制契約者が，それまで託送供給または電力量調整供給を受けていた契約者，発電契約者，発電者または需要抑制契約者の当社に対する接続供給契約もしくは振替供給契約，発電量調整供給契約，系統連系受電契約または需要抑制量調整供給契約についてのすべての権利義務を受け継ぎ，引き続き託送供給または電力量調整供給を希望される場合は，名義変更の手続きによることができます。この場合には，新たな契約者，発電契約者，発電者または需要抑制契約者は，その旨を当社へ文書により申し出ていただきます。ただし，新たな契約者，発電契約者または発電者が，それまで託送供給を受けていた契約者の当社に対する自己等への電気の供給の用に供するための接続供給契約もしくは振替供給契約，発電量調整供給契約または系統連系受電契約についてのすべての権利義務を受け継ぎ，引き続き当該接続供給契約もしくは当該振替供給契約，当該発電量調整供給契約または当該系統連系受電契約を希望される場合は，８（契約の要件）(1)リに定める要件を満たすことを文書により証明できるときに限り，名義変更の手続きによることができます。	**52　名 義 の 変 更** 合併その他の原因によって，新たな契約者，発電契約者，発電者または需要抑制契約者が，それまで託送供給または電力量調整供給を受けていた契約者，発電契約者，発電者または需要抑制契約者の当社に対する接続供給契約もしくは振替供給契約，発電量調整供給契約，系統連系受電契約または需要抑制量調整供給契約についてのすべての権利義務を受け継ぎ，引き続き託送供給または電力量調整供給を希望される場合は，名義変更の手続きによることができます。この場合には，新たな契約者，発電契約者，発電者または需要抑制契約者は，その旨を当社へ文書により申し出ていただきます。ただし，新たな契約者，発電契約者または発電者が，それまで託送供給を受けていた契約者の当社に対する自己等への電気の供給の用に供するための接続供給契約もしくは振替供給契約，発電量調整供給契約または系統連系受電契約についてのすべての権利義務を受け継ぎ，引き続き当該接続供給契約もしくは当該振替供給契約，当該発電量調整供給契約または当該系統連系受電契約を希望される場合は，８（契約の要件）(1)リに定める要件を満たすことを文書により証明できるときに限り，名義変更の手続きによることができます。
53　契 約 の 廃 止 (1)　契約者が接続供給契約もしくは振替供給契約を廃止しようとされる場合，発電契約者が発電量調整供給契約を廃止しようとされる場合，発電者が系統連系受電契約を廃止しようとされる場合または需要抑制契約者が需要抑制量調整供給契約を廃止しようとされる場合は，契約者，発電契約者，発電者または需要抑制契約者は，あらかじめその廃止期日を定めて，当社に通知していただきます。この場合，当社は，原則として，契約者または発電契約者から通知された廃止期日に，当社の供給設備または発電者もしくは需要者の電気設備において，託送供給または発電量調整供給を終了させるための適当な処置を行ないます。 なお，この場合には，必要に応じて発電者および需要者に協力をしていただきます。 (2)　当社の供給設備を継続して利用または反復して利用されることが想定されるにもかかわらず，発電契約者または発電者から，発電設備等の検査，補修，休止等の理由により発電量調整供給契約または系統連系受電契約の廃止の申出がある場合は，正当な理由がない限り，(1)にかかわらず，発電量調整供給契約または系統連系受電契約の廃止はできないものといたします。 (3)　接続供給契約，振替供給契約，発電量調整供給契約，系統連系受電契約または需要抑制量調整供給契約は，55（解約等）および次の場合を除き，契約者，発電契約者，発電者または需要抑制契約者が当社に通知された廃止期日に消滅いたします。 イ　当社が契約者，発電契約者，発電者または需要抑制契約者の廃止通知を廃止期日の翌日以降に受けた場合は，通知を受けた日に接続供給契約，振替供給契約，発電量調整供給契約，系統連系受電契約または需要抑制量調整供給契約が消滅したものといたします。 ロ　当社の責めとならない理由（非常変災等の場合を除きます。）により託送供給または発電量調整供給を終了させるための処置ができない場合は，接続供給契約，振替供給契約，発電量調整供給契約または系統連系受電契約は，託送供給または発電量調整供給を終了させるための処置が可能となった日に消滅するものといたします。 (4)　分割接続供給の場合で，いずれかの契約者に係る接続供給契約を廃止しようとするときは，あらかじめ双方の契約者で協議のうえ，(1)に準じて接続供給契約の廃止を申し出ていただきます。	**53　契 約 の 廃 止** (1)　契約者が接続供給契約もしくは振替供給契約を廃止しようとされる場合，発電契約者が発電量調整供給契約を廃止しようとされる場合，発電者が系統連系受電契約を廃止しようとされる場合または需要抑制契約者が需要抑制量調整供給契約を廃止しようとされる場合は，契約者，発電契約者，発電者または需要抑制契約者は，あらかじめその廃止期日を定めて，当社に通知していただきます。この場合，当社は，原則として，契約者または発電契約者から通知された廃止期日に，当社の供給設備または発電者もしくは需要者の電気設備において，託送供給または発電量調整供給を終了させるための適当な処置を行ないます。 なお，この場合には，必要に応じて発電者および需要者に協力をしていただきます。 (2)　当社の供給設備を継続して利用または反復して利用されることが想定されるにもかかわらず，発電契約者または発電者から，発電設備等の検査，補修，休止等の理由により発電量調整供給契約または系統連系受電契約の廃止の申出がある場合は，正当な理由がない限り，(1)にかかわらず，発電量調整供給契約または系統連系受電契約の廃止はできないものといたします。 (3)　接続供給契約，振替供給契約，発電量調整供給契約，系統連系受電契約または需要抑制量調整供給契約は，55（解約等）および次の場合を除き，契約者，発電契約者，発電者または需要抑制契約者が当社に通知された廃止期日に消滅いたします。 イ　当社が契約者，発電契約者，発電者または需要抑制契約者の廃止通知を廃止期日の翌日以降に受けた場合は，通知を受けた日に接続供給契約，振替供給契約，発電量調整供給契約，系統連系受電契約または需要抑制量調整供給契約が消滅したものといたします。 ロ　当社の責めとならない理由（非常変災等の場合を除きます。）により託送供給または発電量調整供給を終了させるための処置ができない場合は，接続供給契約，振替供給契約，発電量調整供給契約または系統連系受電契約は，託送供給または発電量調整供給を終了させるための処置が可能となった日に消滅するものといたします。 (4)　分割接続供給の場合で，いずれかの契約者に係る接続供給契約を廃止しようとするときは，あらかじめ双方の契約者で協議のうえ，(1)に準じて接続供給契約の廃止を申し出ていただきます。

変更前（令和６年10月１日実施）	変更後（令和７年４月１日実施）
なお，一方の契約者に係る接続供給契約が廃止された場合，当社は，原則として，他の一方の契約者へ当該供給地点におけるすべての電気について接続供給を行なうことといたします。この場合，当該供給地点においてすべての電気について接続供給を受ける契約者は，51（契約の変更）(1)に準じて接続供給契約を変更していただきます。	なお，一方の契約者に係る接続供給契約が廃止された場合，当社は，原則として，他の一方の契約者へ当該供給地点におけるすべての電気について接続供給を行なうことといたします。この場合，当該供給地点においてすべての電気について接続供給を受ける契約者は，51（契約の変更）(1)に準じて接続供給契約を変更していただきます。
(5)　発電量調整供給契約または系統連系受電契約の場合で，発電量調整供給契約または系統連系受電契約を締結している発電場所と同一の場所である需要場所において締結している接続供給契約（発電設備等に係る供給地点の接続供給契約に限ります。）が廃止されたときは，発電契約者または発電者からの申出がない場合であっても，当社は，当該発電場所に係る発電量調整供給を終了させるための処置を行ないます。 なお，この場合には，当社が当該発電場所に係る発電量調整供給を終了させるための処置を行なった日に発電量調整供給契約および系統連系受電契約は変更され，または消滅するものといたします。	(5)　発電量調整供給契約または系統連系受電契約の場合で，発電量調整供給契約または系統連系受電契約を締結している発電場所と同一の場所である需要場所において締結している接続供給契約（発電設備等に係る供給地点の接続供給契約に限ります。）が廃止されたときは，発電契約者または発電者からの申出がない場合であっても，当社は，当該発電場所に係る発電量調整供給を終了させるための処置を行ないます。 なお，この場合には，当社が当該発電場所に係る発電量調整供給を終了させるための処置を行なった日に発電量調整供給契約および系統連系受電契約は変更され，または消滅するものといたします。
(6)　需要抑制量調整供給契約の場合で，需要者が電力需給に関する契約等を締結している契約者が契約を廃止されたときは，需要抑制契約者からの申出がない場合であっても，当社は，需要者の需要場所に係る需要抑制量調整供給を終了させるための処置を行なうことがあります。 なお，この場合には，当社が当該需要場所に係る需要抑制量調整供給を終了させるための処置を行なった日に需要抑制量調整供給契約は変更され，または消滅するものといたします。	(6)　需要抑制量調整供給契約の場合で，需要者が電力需給に関する契約等を締結している契約者が契約を廃止されたときは，需要抑制契約者からの申出がない場合であっても，当社は，需要者の需要場所に係る需要抑制量調整供給を終了させるための処置を行なうことがあります。 なお，この場合には，当社が当該需要場所に係る需要抑制量調整供給を終了させるための処置を行なった日に需要抑制量調整供給契約は変更され，または消滅するものといたします。
54　供給開始後の契約の消滅または変更にともなう料金および工事費の精算	**54　供給開始後の契約の消滅または変更にともなう料金および工事費の精算**
(1)　次の場合には，当社は，接続供給契約の消滅または変更の日に料金および工事費を契約者に，発電量調整供給契約の消滅または変更の日に料金および工事費を発電契約者に，それぞれ精算していただきます。 なお，この場合は，受電地点または供給地点ごとに精算するものといたします。ただし，分割接続供給の場合は，供給地点に係る接続供給契約ごとに精算するものといたします。	(1)　次の場合には，当社は，接続供給契約の消滅または変更の日に料金および工事費を契約者に，発電量調整供給契約の消滅または変更の日に料金および工事費を発電契約者に，それぞれ精算していただきます。 なお，この場合は，受電地点または供給地点ごとに精算するものといたします。ただし，分割接続供給の場合は，供給地点に係る接続供給契約ごとに精算するものといたします。
イ　接続供給の場合	イ　接続供給の場合
(イ)　低圧で供給する場合	(イ)　低圧で供給する場合
a　契約者が接続送電サービス契約電力，接続送電サービス契約電流または接続送電サービス契約容量を新たに設定し，または増加された後１年に満たないでこれを消滅させる場合は，それまでの期間の接続送電サービス料金について，さかのぼって，新たに設定し，または増加された接続送電サービス契約電力，接続送電サービス契約電流または接続送電サービス契約容量分につき，電灯標準接続送電サービス，電灯時間帯別接続送電サービスまたは電灯従量接続送電サービスの適用を受けていた場合は該当料金の10パーセントを割増ししたものを適用し，動力標準接続送電サービス，動力時間帯別接続送電サービスまたは動力従量接続送電サービスの適用を受けていた場合は該当料金の 20 パーセントを割増ししたものを適用いたします。 また，当社は，契約者が接続送電サービス契約電力，接続送電サービス契約電流または接続送電サービス契約容量を新たに設定し，または増加されたことにともない新たに施設した供給設備について，73（臨時工事費）の臨時工事費として算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額を申し受けます。 なお，増加後に消滅させる場合には，それぞれの接続供給電力量は，接続送電サービス契約電力，接続送電サービス契約電流または接続送電サービス契約容量の増加分と残余分の比であん分したものとい	a　契約者が接続送電サービス契約電力，接続送電サービス契約電流または接続送電サービス契約容量を新たに設定し，または増加された後１年に満たないでこれを消滅させる場合は，それまでの期間の接続送電サービス料金について，さかのぼって，新たに設定し，または増加された接続送電サービス契約電力，接続送電サービス契約電流または接続送電サービス契約容量分につき，電灯標準接続送電サービス，電灯時間帯別接続送電サービスまたは電灯従量接続送電サービスの適用を受けていた場合は該当料金の10パーセントを割増ししたものを適用し，動力標準接続送電サービス，動力時間帯別接続送電サービスまたは動力従量接続送電サービスの適用を受けていた場合は該当料金の 20 パーセントを割増ししたものを適用いたします。 また，当社は，契約者が接続送電サービス契約電力，接続送電サービス契約電流または接続送電サービス契約容量を新たに設定し，または増加されたことにともない新たに施設した供給設備について，73（臨時工事費）の臨時工事費として算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額を精算いたします。 なお，増加後に消滅させる場合には，それぞれの接続供給電力量は，接続送電サービス契約電力，接続送電サービス契約電流または接続送電サービス契約容量の増加分と残余分の比であん分したものとい

変更前（令和6年10月1日実施）	変更後（令和7年4月1日実施）
たします。	たします。
b　契約者が接続送電サービス契約電力，接続送電サービス契約電流または接続送電サービス契約容量を新たに設定し，または増加された後1年に満たないでこれを減少しようとされる場合は，それまでの期間の接続送電サービス料金について，さかのぼって，減少される接続送電サービス契約電力，接続送電サービス契約電流または接続送電サービス契約容量分につき，電灯標準接続送電サービス，電灯時間帯別接続送電サービスまたは電灯従量接続送電サービスの適用を受けていた場合は該当料金の 10 パーセントを割増ししたものを適用し，動力標準接続送電サービス，動力時間帯別接続送電サービスまたは動力従量接続送電サービスの適用を受けていた場合は該当料金の 20 パーセントを割増ししたものを適用いたします。 　また，当社の供給設備のうち接続送電サービス契約電力，接続送電サービス契約電流または接続送電サービス契約容量の減少に見合う部分について，73（臨時工事費）の臨時工事費として算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額を申し受けます。 　なお，この場合には，それぞれの接続供給電力量は，接続送電サービス契約電力，接続送電サービス契約電流または接続送電サービス契約容量の減少分と残余分の比であん分したものといたします。	b　契約者が接続送電サービス契約電力，接続送電サービス契約電流または接続送電サービス契約容量を新たに設定し，または増加された後1年に満たないでこれを減少しようとされる場合は，それまでの期間の接続送電サービス料金について，さかのぼって，減少される接続送電サービス契約電力，接続送電サービス契約電流または接続送電サービス契約容量分につき，電灯標準接続送電サービス，電灯時間帯別接続送電サービスまたは電灯従量接続送電サービスの適用を受けていた場合は該当料金の 10 パーセントを割増ししたものを適用し，動力標準接続送電サービス，動力時間帯別接続送電サービスまたは動力従量接続送電サービスの適用を受けていた場合は該当料金の 20 パーセントを割増ししたものを適用いたします。 　また，当社の供給設備のうち接続送電サービス契約電力，接続送電サービス契約電流または接続送電サービス契約容量の減少に見合う部分について，73（臨時工事費）の臨時工事費として算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額を精算いたします。 　なお，この場合には，それぞれの接続供給電力量は，接続送電サービス契約電力，接続送電サービス契約電流または接続送電サービス契約容量の減少分と残余分の比であん分したものといたします。
c　当社が将来の需要等を考慮して供給設備を常置する場合は，ａおよびｂにかかわらず精算いたしません。	c　当社が将来の需要等を考慮して供給設備を常置する場合は，ａおよびｂにかかわらず精算いたしません。
d　電灯定額接続送電サービスの適用を受ける場合の料金および工事費の精算は，ａ，ｂおよびｃに準ずるものといたします。	d　電灯定額接続送電サービスの適用を受ける場合の料金および工事費の精算は，ａ，ｂおよびｃに準ずるものといたします。
(ﾛ)　高圧または特別高圧で供給する場合	(ﾛ)　高圧または特別高圧で供給する場合
a　契約者が接続送電サービス契約電力または予備送電サービス契約電力を新たに設定し，または増加された後1年に満たないでこれを消滅させる場合は，それまでの期間の接続送電サービス料金または予備送電サービス料金について，さかのぼって，新たに設定し，または増加された契約電力分につき該当料金の 20 パーセントを割増ししたものを適用いたします。また，当社は，契約者が接続送電サービス契約電力を新たに設定し，または増加されたことにともない新たに施設した供給設備について，73（臨時工事費）の臨時工事費として算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額を申し受けます。 　なお，増加後に消滅させる場合には，それぞれの接続供給電力量は，接続送電サービス契約電力の増加分と残余分の比であん分したものといたします。	a　契約者が接続送電サービス契約電力または予備送電サービス契約電力を新たに設定し，または増加された後1年に満たないでこれを消滅させる場合は，それまでの期間の接続送電サービス料金または予備送電サービス料金について，さかのぼって，新たに設定し，または増加された契約電力分につき該当料金の 20 パーセントを割増ししたものを適用いたします。また，当社は，契約者が接続送電サービス契約電力または予備送電サービス契約電力を新たに設定し，または増加されたことにともない新たに施設した供給設備について，73（臨時工事費）の臨時工事費として算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額を精算いたします。 　なお，増加後に消滅させる場合には，それぞれの接続供給電力量は，接続送電サービス契約電力の増加分と残余分の比であん分したものといたします。
b　契約者が接続送電サービス契約電力または予備送電サービス契約電力を新たに設定し，または増加された後1年に満たないでこれを減少しようとされる場合は，それまでの期間の接続送電サービス料金または予備送電サービス料金について，さかのぼって，減少契約電力分につき該当料金の 20 パーセントを割増ししたものを適用いたします。また，当社の供給設備のうち接続送電サービス契約電力または予備送電サービス契約電力の減少に見合う部分について，73（臨時工事費）の臨時工事費として算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額を申し受けます。 　なお，この場合には，それぞれの接続供給電力量は，接続送電サービス契約電力の減少分と残余分の比であん分したものといたします。	b　契約者が接続送電サービス契約電力または予備送電サービス契約電力を新たに設定し，または増加された後1年に満たないでこれを減少しようとされる場合は，それまでの期間の接続送電サービス料金または予備送電サービス料金について，さかのぼって，減少契約電力分につき該当料金の 20 パーセントを割増ししたものを適用いたします。また，当社の供給設備のうち接続送電サービス契約電力または予備送電サービス契約電力の減少に見合う部分について，73（臨時工事費）の臨時工事費として算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額を精算いたします。 　なお，この場合には，それぞれの接続供給電力量は，接続送電サービス契約電力の減少分と残余分の比であん分したものといたします。
c　分割接続供給の場合は，ａおよびｂにかかわらず，次のとおりといたします。	c　分割接続供給の場合は，ａおよびｂにかかわらず，次のとおりといたします。

変更前（令和 6 年 10 月 1 日実施）	変更後（令和 7 年 4 月 1 日実施）
(a)　契約者が，1 供給地点につき，1 接続送電サービスまたは 1 予備送電サービスを適用した場合の接続送電サービス契約電力または予備送電サービス契約電力を新たに設定し，または増加された後 1 年に満たないでこれを消滅させる場合は，それまでの期間の双方の契約者に係る接続送電サービス料金または予備送電サービス料金および 1 供給地点につき，1 接続送電サービスまたは 1 予備送電サービスを適用した場合の接続送電サービス料金または予備送電サービス料金について，さかのぼって，新たに設定し，または増加された契約電力分につき該当料金の 20 パーセントを割増ししたものを適用いたします。また，当社は，契約者が，1 供給地点につき，1 接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービス契約電力を新たに設定し，または増加されたことにともない新たに施設した供給設備について，73（臨時工事費）の臨時工事費として算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額を，双方の契約者と当社との協議によって，一方または双方の契約者から申し受けます。 なお，増加後に消滅させる場合には，それぞれの接続供給電力量は，接続送電サービス契約電力の増加分と残余分の比であん分したものといたします。	(a)　契約者が，1 供給地点につき，1 接続送電サービスまたは 1 予備送電サービスを適用した場合の接続送電サービス契約電力または予備送電サービス契約電力を新たに設定し，または増加された後 1 年に満たないでこれを消滅させる場合は，それまでの期間の双方の契約者に係る接続送電サービス料金または予備送電サービス料金および 1 供給地点につき，1 接続送電サービスまたは 1 予備送電サービスを適用した場合の接続送電サービス料金または予備送電サービス料金について，さかのぼって，新たに設定し，または増加された契約電力分につき該当料金の 20 パーセントを割増ししたものを適用いたします。また，当社は，契約者が，1 供給地点につき，1 接続送電サービスまたは 1 予備送電サービスを適用した場合の接続送電サービス契約電力または予備送電サービス契約電力を新たに設定し，または増加されたことにともない新たに施設した供給設備について，73（臨時工事費）の臨時工事費として算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額を，双方の契約者と当社との協議によって，一方または双方の契約者と精算いたします。 なお，増加後に消滅させる場合には，それぞれの接続供給電力量は，接続送電サービス契約電力の増加分と残余分の比であん分したものといたします。
(b)　契約者が，1 供給地点につき，1 接続送電サービスまたは 1 予備送電サービスを適用した場合の接続送電サービス契約電力または予備送電サービス契約電力を新たに設定し，または増加された後 1 年に満たないでこれを減少しようとされる場合は，それまでの期間の双方の契約者に係る接続送電サービス料金または予備送電サービス料金および 1 供給地点につき，1 接続送電サービスまたは 1 予備送電サービスを適用した場合の接続送電サービス料金または予備送電サービス料金について，さかのぼって，減少契約電力分につき該当料金の 20 パーセントを割増ししたものを適用いたします。また，当社の供給設備のうち，1 供給地点につき，1 接続送電サービスまたは 1 予備送電サービスを適用した場合の接続送電サービス契約電力または予備送電サービス契約電力の減少に見合う部分について，73（臨時工事費）の臨時工事費として算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額を，双方の契約者と当社との協議によって，一方または双方の契約者から申し受けます。 なお，この場合には，それぞれの接続供給電力量は，接続送電サービス契約電力の減少分と残余分の比であん分したものといたします。	(b)　契約者が，1 供給地点につき，1 接続送電サービスまたは 1 予備送電サービスを適用した場合の接続送電サービス契約電力または予備送電サービス契約電力を新たに設定し，または増加された後 1 年に満たないでこれを減少しようとされる場合は，それまでの期間の双方の契約者に係る接続送電サービス料金または予備送電サービス料金および 1 供給地点につき，1 接続送電サービスまたは 1 予備送電サービスを適用した場合の接続送電サービス料金または予備送電サービス料金について，さかのぼって，減少契約電力分につき該当料金の 20 パーセントを割増ししたものを適用いたします。また，当社の供給設備のうち，1 供給地点につき，1 接続送電サービスまたは 1 予備送電サービスを適用した場合の接続送電サービス契約電力または予備送電サービス契約電力の減少に見合う部分について，73（臨時工事費）の臨時工事費として算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額を，双方の契約者と当社との協議によって，一方または双方の契約者と精算いたします。 なお，この場合には，それぞれの接続供給電力量は，接続送電サービス契約電力の減少分と残余分の比であん分したものといたします。
(c)　(a)または(b)で料金の精算を行なう場合で，それぞれの契約者に係る接続送電サービス料金の合計と，1 供給地点につき，1 接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービス料金との間に差が生ずるときは，33（料金の算定）(12)に準じて接続送電サービス料金の調整を行ない，それぞれの契約者に係る予備送電サービス料金の合計と，1 供給地点につき，1 予備送電サービスを適用した場合の予備送電サービス料金との間に差が生ずるときは，33（料金の算定）(14)に準じて予備送電サービス料金の調整を行ないます。	(c)　(a)または(b)で料金の精算を行なう場合で，それぞれの契約者に係る接続送電サービス料金の合計と，1 供給地点につき，1 接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービス料金との間に差が生ずるときは，33（料金の算定）(12)に準じて接続送電サービス料金の調整を行ない，それぞれの契約者に係る予備送電サービス料金の合計と，1 供給地点につき，1 予備送電サービスを適用した場合の予備送電サービス料金との間に差が生ずるときは，33（料金の算定）(14)に準じて予備送電サービス料金の調整を行ないます。
(ハ)　19（接続送電サービス）(2)イ(イ)によって接続送電サービス契約電力を定める契約者（19〔接続送電サービス〕(2)ニで需要者の発電設備の検査，補修または事故〔停電による停止等を含みます。〕により生じた不足電力の補給にあてるための電気の供給分以外の供給分について，19〔接続送電サービス〕(2)イ(イ)に準じて定める契約者を含みます。）が，需要場所における受電設備等を新たに設定し，または需要場所における受電設備の総容量等を増加された日以降 1 年に満たないで接続送電サービス契約電力を消滅させ，または 19（接続送電サービス）(2)イ(イ) c により接続送電サービス契約電力を減少しようとされる場合は，	(ハ)　19（接続送電サービス）(2)イ(イ)によって接続送電サービス契約電力を定める契約者（19〔接続送電サービス〕(2)ニで需要者の発電設備の検査，補修または事故〔停電による停止等を含みます。〕により生じた不足電力の補給にあてるための電気の供給分以外の供給分について，19〔接続送電サービス〕(2)イ(イ)に準じて定める契約者を含みます。）が，需要場所における受電設備等を新たに設定し，または需要場所における受電設備の総容量等を増加された日以降 1 年に満たないで接続送電サービス契約電力を消滅させ，または 19（接続送電サービス）(2)イ(イ) c により接続送電サービス契約電力を減少しようとされる場合は，

変更前（令和６年10月１日実施）	変更後（令和７年４月１日実施）
(ｲ)または(ﾛ)に準ずるものといたします。この場合，(ｲ)または(ﾛ)にいう接続送電サービス契約電力を新たに設定するとは，需要場所における受電設備等を新たに設定することとし，接続送電サービス契約電力を増加するとは，需要場所における受電設備の総容量等を増加することとし，接続送電サービス契約電力を減少するとは，19（接続送電サービス）(2)イ(ｲ) c により接続送電サービス契約電力を減少することといたします。	(ｲ)または(ﾛ)に準ずるものといたします。この場合，(ｲ)または(ﾛ)にいう接続送電サービス契約電力を新たに設定するとは，需要場所における受電設備等を新たに設定することとし，接続送電サービス契約電力を増加するとは，需要場所における受電設備の総容量等を増加することとし，接続送電サービス契約電力を減少するとは，19（接続送電サービス）(2)イ(ｲ) c により接続送電サービス契約電力を減少することといたします。
ロ　発電量調整供給の場合	ロ　発電量調整供給の場合
(ｲ)　発電契約者が契約受電電力，同時最大受電電力または予備送電サービス契約電力を新たに設定し，または増加された後１年に満たないでこれを消滅させる場合は，新たに施設した当社の供給設備を撤去する場合の諸工費から，その撤去後の資材の残存価額を差し引いた金額を申し受けます。	(ｲ)　発電契約者が契約受電電力，同時最大受電電力または予備送電サービス契約電力を新たに設定し，または増加された後１年に満たないでこれを消滅させる場合は，新たに施設した当社の供給設備を撤去する場合の諸工費から，その撤去後の資材の残存価額を差し引いた金額を申し受けます。
(ﾛ)　発電契約者が契約受電電力，同時最大受電電力または予備送電サービス契約電力を新たに設定し，または増加された後１年に満たないでこれを減少しようとされる場合は，当社の供給設備のうち契約受電電力，同時最大受電電力または予備送電サービス契約電力の減少に見合う部分について，新たに施設した当社の供給設備を撤去する場合の諸工費から，その撤去後の資材の残存価額を差し引いた金額を申し受けます。	(ﾛ)　発電契約者が契約受電電力，同時最大受電電力または予備送電サービス契約電力を新たに設定し，または増加された後１年に満たないでこれを減少しようとされる場合は，当社の供給設備のうち契約受電電力，同時最大受電電力または予備送電サービス契約電力の減少に見合う部分について，新たに施設した当社の供給設備を撤去する場合の諸工費から，その撤去後の資材の残存価額を差し引いた金額を申し受けます。
(2)　発電者または需要者が当社の供給設備を同一の使用形態で利用され，利用されてからの期間が１年以上になる場合には，１年以上利用される契約電力等に見合う部分については，(1)にかかわらず精算いたしません。 なお，接続供給契約または発電量調整供給契約の消滅または変更の日以降に１年以上にならないことが明らかになった場合には，明らかになった日に(1)に準じて精算を行ないます。	(2)　発電者または需要者が当社の供給設備を同一の使用形態で利用され，利用されてからの期間が１年以上になる場合には，１年以上利用される契約電力等に見合う部分については，(1)にかかわらず精算いたしません。 なお，接続供給契約または発電量調整供給契約の消滅または変更の日以降に１年以上にならないことが明らかになった場合には，明らかになった日に(1)に準じて精算を行ないます。
(3)　非常変災等やむをえない理由による場合は，(1)にかかわらず精算いたしません。	(3)　非常変災等やむをえない理由による場合は，(1)にかかわらず精算いたしません。
55　解　　約　　等	**55　解　　約　　等**
(1)　当社は，次の場合には，接続供給契約，振替供給契約，発電量調整供給契約，系統連系受電契約または需要抑制量調整供給契約を解約することがあります。 なお，系統連系受電契約を解約した場合には，当該発電場所に係る発電量調整供給契約は変更され，または消滅するものといたします。 この場合には，その旨を文書により契約者，発電契約者，発電者または需要抑制契約者にお知らせいたします。 また，契約者，発電契約者，発電者または需要抑制契約者がロに該当する場合は，その旨を文書等により発電者，需要者または需要者と電力需給に関する契約等を締結している契約者にお知らせすることがあります。	(1)　当社は，次の場合には，接続供給契約，振替供給契約，発電量調整供給契約，系統連系受電契約または需要抑制量調整供給契約を解約することがあります。 なお，系統連系受電契約を解約した場合には，当該発電場所に係る発電量調整供給契約は変更され，または消滅するものといたします。 この場合には，その旨を文書により契約者，発電契約者，発電者または需要抑制契約者にお知らせいたします。 また，契約者，発電契約者，発電者または需要抑制契約者がロに該当する場合は，その旨を文書等により発電者，需要者または需要者と電力需給に関する契約等を締結している契約者にお知らせすることがあります。
イ　45（託送供給等の停止）によって託送供給または発電量調整供給を停止された契約者，発電契約者，発電者または需要者が当社の定めた期日までにその理由となった事実を解消されない場合	イ　45（託送供給等の停止）によって託送供給または発電量調整供給を停止された契約者，発電契約者，発電者または需要者が当社の定めた期日までにその理由となった事実を解消されない場合
ロ　契約者，発電契約者，発電者または需要抑制契約者が次のいずれかに該当する場合	ロ　契約者，発電契約者，発電者または需要抑制契約者が次のいずれかに該当する場合
(ｲ)　料金を支払期日を経過してなお支払われない場合	(ｲ)　料金を支払期日を経過してなお支払われない場合
(ﾛ)　発電契約者と当社が，発電者の料金，延滞利息および契約超過金の支払いに関する期日をあらかじめ定めた場合で，あらかじめ定めた支払いに関する期日を経過してなお引き渡されないとき。	(ﾛ)　発電契約者と当社が，発電者の料金，延滞利息および契約超過金の支払いに関する期日をあらかじめ定めた場合で，あらかじめ定めた支払いに関する期日を経過してなお引き渡されないとき。
(ﾊ)　他の接続供給契約（既に消滅しているものを含みます。），発電量調整供給契約（既に消滅しているものを含みます。），系統連系受電契約（既に消滅しているものを含みます。）または需要抑制量調整供給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を支払期日を経過してなお支払われない場合	(ﾊ)　他の接続供給契約（既に消滅しているものを含みます。），発電量調整供給契約（既に消滅しているものを含みます。），系統連系受電契約（既に消滅しているものを含みます。）または需要抑制量調整供給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を支払期日を経過してなお支払われない場合

変更前（令和6年10月1日実施）	変更後（令和7年4月1日実施）
(ニ)　料金以外の債務を支払われない場合	(ニ)　料金以外の債務を支払われない場合
(ホ)　当社と締結する他の契約（既に消滅しているものを含みます。）にもとづく料金等の金銭債務を支払われない場合	(ホ)　当社と締結する他の契約（既に消滅しているものを含みます。）にもとづく料金等の金銭債務を支払われない場合
ハ　契約者，発電契約者，発電者または需要抑制契約者が次のいずれかに該当し，当社が契約者，発電契約者，発電者または需要抑制契約者にその改善を求めた場合で，40（適正契約の保持等）に定める適正契約への変更および適正な使用状態，発電・放電状態または需要抑制状態への修正に応じていただけないとき。	ハ　契約者，発電契約者，発電者または需要抑制契約者が次のいずれかに該当し，当社が契約者，発電契約者，発電者または需要抑制契約者にその改善を求めた場合で，40（適正契約の保持等）に定める適正契約への変更および適正な使用状態，発電・放電状態または需要抑制状態への修正に応じていただけないとき。
(イ)　8（契約の要件）を欠くに至った場合	(イ)　8（契約の要件）を欠くに至った場合
(ロ)　接続供給の場合で，頻繁に接続対象電力量と接続対象計画電力量との間に著しい差が生じるとき。	(ロ)　接続供給の場合で，頻繁に接続対象電力量と接続対象計画電力量との間に著しい差が生じるとき。
(ハ)　発電量調整供給の場合で，頻繁に発電量調整受電電力量と発電量調整受電計画電力量との間に著しい差が生じるとき。	(ハ)　発電量調整供給の場合で，頻繁に発電量調整受電電力量と発電量調整受電計画電力量との間に著しい差が生じるとき。
(ニ)　需要抑制量調整供給の場合で，頻繁に需要抑制量調整受電電力量と需要抑制量調整受電計画電力量との間に著しい差が生じるとき。	(ニ)　需要抑制量調整供給の場合で，頻繁に需要抑制量調整受電電力量と需要抑制量調整受電計画電力量との間に著しい差が生じるとき。
(ホ)　需要抑制量調整供給の場合で，頻繁にベースラインが著しく不適当と認められるとき。	(ホ)　需要抑制量調整供給の場合で，頻繁にベースラインが著しく不適当と認められるとき。
(ヘ)　発電量調整受電電力が契約受電電力または同時最大受電電力をこえる場合	(ヘ)　発電量調整受電電力が契約受電電力または同時最大受電電力をこえる場合
(ト)　その他この約款に反した場合	(ト)　その他この約款に反した場合
(2)　分割接続供給の場合で，一方の契約者に係る接続供給契約が(1)によって解約されたときは，当社は，原則として，他の一方の契約者へ当該供給地点におけるすべての電気について接続供給を行なうことといたします。この場合，当該供給地点においてすべての電気について接続供給を受ける契約者は，51（契約の変更）(1)に準じて接続供給契約を変更していただきます。	(2)　分割接続供給の場合で，一方の契約者に係る接続供給契約が(1)によって解約されたときは，当社は，原則として，他の一方の契約者へ当該供給地点におけるすべての電気について接続供給を行なうことといたします。この場合，当該供給地点においてすべての電気について接続供給を受ける契約者は，51（契約の変更）(1)に準じて接続供給契約を変更していただきます。
(3)　需要者がその需要場所から移転され，電気を使用されていないことが明らかな場合には，契約者または需要抑制契約者からの申出がない場合であっても，当社は，当該需要場所に係る接続供給および需要抑制量調整供給を終了させるための処置を行なうことがあります。 この場合，当社が当該需要場所に係る接続供給および需要抑制量調整供給を終了させるための処置を行なった日に接続供給契約および需要抑制量調整供給契約は変更され，または消滅するものといたします。	(3)　需要者がその需要場所から移転され，電気を使用されていないことが明らかな場合には，契約者または需要抑制契約者からの申出がない場合であっても，当社は，当該需要場所に係る接続供給および需要抑制量調整供給を終了させるための処置を行なうことがあります。 この場合，当社が当該需要場所に係る接続供給および需要抑制量調整供給を終了させるための処置を行なった日に接続供給契約および需要抑制量調整供給契約は変更され，または消滅するものといたします。
(4)　発電者がその発電場所において，その発電場所に係る設備の保全の意思がないことまたは今後も発電もしくは放電しないことが明らかな場合には，発電契約者または発電者からの申出がない場合であっても，当社は，当該発電場所に係る発電量調整供給を終了させるための処置を行なうことがあります。 この場合，当社が当該発電場所に係る発電量調整供給を終了させるための処置を行なった日に発電量調整供給契約および系統連系受電契約は変更され，または消滅するものといたします。	(4)　発電者がその発電場所において，その発電場所に係る設備の保全の意思がないことまたは今後も発電もしくは放電しないことが明らかな場合には，発電契約者または発電者からの申出がない場合であっても，当社は，当該発電場所に係る発電量調整供給を終了させるための処置を行なうことがあります。 この場合，当社が当該発電場所に係る発電量調整供給を終了させるための処置を行なった日に発電量調整供給契約および系統連系受電契約は変更され，または消滅するものといたします。
(5)　発電場所が複数の発電バランシンググループに属しており，かつ，発電者の料金その他を支払期日を経過してなお支払われない場合で，系統連系受電契約を解約したときは，当該発電契約者からの申出がない場合であっても，発電量調整供給契約を変更していただくものとし，当社は，その旨を発電契約者に通知いたします。 なお，発電契約者と同一の者である発電者の場合は，当該発電契約者との発電量調整供給契約は変更され，または消滅するものといたします。	(5)　発電場所が複数の発電バランシンググループに属しており，かつ，発電者の料金その他を支払期日を経過してなお支払われない場合で，系統連系受電契約を解約したときは，当該発電契約者からの申出がない場合であっても，発電量調整供給契約を変更していただくものとし，当社は，その旨を発電契約者に通知いたします。 なお，発電契約者と同一の者である発電者の場合は，当該発電契約者との発電量調整供給契約は変更され，または消滅するものといたします。
(6)　発電量調整供給契約または系統連系受電契約の場合で，発電量調整供給契約または系統連系受電契約を締結している発電場所と同一の場所である需要場所において締結している接続供給契約（発電設備等に係る供給地点の接続供給契約に限ります。）が(1)によって解約されたときは，発電契約者または発電者からの申出がない	(6)　発電量調整供給契約または系統連系受電契約の場合で，発電量調整供給契約または系統連系受電契約を締結している発電場所と同一の場所である需要場所において締結している接続供給契約（発電設備等に係る供給地点の接続供給契約に限ります。また，分割接続供給の場合は，当該供給地点に係るすべての接続供給契約とい

変更前（令和6年10月1日実施）	変更後（令和7年4月1日実施）
場合であっても，当社は，当該発電場所に係る発電量調整供給を終了させるための処置を行ないます。 この場合，当社が当該発電場所に係る発電量調整供給を終了させるための処置を行なった日に発電量調整供給契約および系統連系受電契約は変更され，または消滅するものといたします。 **56　契約消滅後の債権債務関係** 接続供給契約，振替供給契約，発電量調整供給契約，系統連系受電契約または需要抑制量調整供給契約期間中の料金その他の債権債務は，接続供給契約，振替供給契約，発電量調整供給契約，系統連系受電契約または需要抑制量調整供給契約の消滅によっては消滅いたしません。	たします。）が(1)によって解約されたときは，発電契約者または発電者からの申出がない場合であっても，当社は，当該発電場所に係る発電量調整供給を終了させるための処置を行ないます。 この場合，当社が当該発電場所に係る発電量調整供給を終了させるための処置を行なった日に発電量調整供給契約および系統連系受電契約は変更され，または消滅するものといたします。 **56　契約消滅後の債権債務関係** 接続供給契約，振替供給契約，発電量調整供給契約，系統連系受電契約または需要抑制量調整供給契約期間中の料金その他の債権債務は，接続供給契約，振替供給契約，発電量調整供給契約，系統連系受電契約または需要抑制量調整供給契約の消滅によっては消滅いたしません。

変更前（令和6年10月1日実施）	変更後（令和7年4月1日実施）
Ⅶ　受電方法および供給方法ならびに工事	**Ⅶ　受電方法および供給方法ならびに工事**
57　受電地点，供給地点および施設 (1)　受 電 地 点 イ　電気の受電地点は，当社の供給設備と発電者の電気設備との接続点といたします。ただし，発電者の電気設備が当社の供給設備と電気的に接続しない場合の受電地点は，会社間連系点といたします。 ロ　受電地点は，会社間連系点を受電地点とする場合を除き，発電場所内の地点とし，当社の供給設備から最短距離にある場所を基準として発電契約者と当社との協議によって定めます。ただし，次の場合には，発電契約者と当社との協議により，発電場所以外の地点を受電地点とすることがあります。 (イ)　山間地，離島にある発電場所等，当社の電線路から遠隔地にあって将来においても周辺地域に他の発電設備等の設置が見込まれない発電場所から電気を受電する場合 (ロ)　当社の立入りが困難な発電場所から電気を受電する場合 (ハ)　1建物内の2以上の発電場所から電気を受電する場合で各発電場所までの電気設備が当社の管理の及ばない場所を通過することとなるとき。 (ニ)　59（地中引込線）(4)により地中引込線によって電気を受電する場合 (ホ)　その他特別の事情がある場合 (2)　供 給 地 点 イ　接続供給の場合 (イ)　供給地点は，当社の供給設備と需要者の電気設備との接続点といたします。 (ロ)　供給地点は，需要場所内の地点とし，当社の供給設備から最短距離にある場所を基準として契約者と当社との協議によって定めます。ただし，次の場合には，契約者と当社との協議により，需要場所以外の地点を供給地点とすることがあります。 a　山間地，離島にある需要場所等，当社の電線路から遠隔地にあって将来においても周辺地域に他の需要が見込まれない需要場所に対して電気を供給する場合 b　当社の立入りが困難な需要場所に対して電気を供給する場合 c　1建物内の2以上の需要場所に電気を供給する場合で各需要場所までの電気設備が当社の管理の及ばない場所を通過することとなるとき。 d　59（地中引込線）(4)により地中引込線によって電気を供給する場合 e　その他特別の事情がある場合 ロ　振替供給の場合 供給地点は，会社間連系点といたします。 (3)　受電地点に至るまでの供給設備および供給地点に至るまでの供給設備（保安通信設備を含みます。）は，当社の所有とし，工事費負担金または臨時工事費として申し受ける金額を除き，当社の負担で施設いたします。 なお，当社は，発電者または需要者（共同引込線による引込みで電気を受電または供給する複数の発電者または需要者を含みます。）のみのために発電者または需要者の土地または建物に引込線，接続装置等の供給設備を施設する場合は，その施設場所を発電者または需要者から無償で提供していただきます。	**57　受電地点，供給地点および施設** (1)　受 電 地 点 イ　電気の受電地点は，当社の供給設備と発電者の電気設備との接続点といたします。ただし，発電者の電気設備が当社の供給設備と電気的に接続しない場合の受電地点は，会社間連系点といたします。 ロ　受電地点は，会社間連系点を受電地点とする場合を除き，発電場所内の地点とし，当社の供給設備から最短距離にある場所を基準として発電契約者と当社との協議によって定めます。ただし，次の場合には，発電契約者と当社との協議により，発電場所以外の地点を受電地点とすることがあります。 (イ)　山間地，離島にある発電場所等，当社の電線路から遠隔地にあって将来においても周辺地域に他の発電設備等の設置が見込まれない発電場所から電気を受電する場合 (ロ)　当社の立入りが困難な発電場所から電気を受電する場合 (ハ)　1建物内の2以上の発電場所から電気を受電する場合で各発電場所までの電気設備が当社の管理の及ばない場所を通過することとなるとき。 (ニ)　59（地中引込線）(4)により地中引込線によって電気を受電する場合 (ホ)　その他特別の事情がある場合 (2)　供 給 地 点 イ　接続供給の場合 (イ)　供給地点は，当社の供給設備と需要者の電気設備との接続点といたします。 (ロ)　供給地点は，需要場所内の地点とし，当社の供給設備から最短距離にある場所を基準として契約者と当社との協議によって定めます。ただし，次の場合には，契約者と当社との協議により，需要場所以外の地点を供給地点とすることがあります。 a　山間地，離島にある需要場所等，当社の電線路から遠隔地にあって将来においても周辺地域に他の需要が見込まれない需要場所に対して電気を供給する場合 b　当社の立入りが困難な需要場所に対して電気を供給する場合 c　1建物内の2以上の需要場所に電気を供給する場合で各需要場所までの電気設備が当社の管理の及ばない場所を通過することとなるとき。 d　59（地中引込線）(4)により地中引込線によって電気を供給する場合 e　その他特別の事情がある場合 ロ　振替供給の場合 供給地点は，会社間連系点といたします。 (3)　受電地点に至るまでの供給設備および供給地点に至るまでの供給設備（保安通信設備を含みます。）は，当社の所有とし，工事費負担金または臨時工事費として申し受ける金額を除き，当社の負担で施設いたします。 なお，当社は，発電者または需要者（共同引込線による引込みで電気を受電または供給する複数の発電者または需要者を含みます。）のみのために発電者または需要者の土地または建物に引込線，接続装置等の供給設備を施設する場合は，その施設場所を発電者または需要者から無償で提供していただきます。

変更前（令和6年10月1日実施）	変更後（令和7年4月1日実施）
(4)　付帯設備（(3)により発電者または需要者の土地または建物に施設される供給設備を支持し，または収納する工作物およびその供給設備の施設上必要な発電者または需要者の建物に付合する設備をいいます。）は，原則として，託送供給のために施設する場合は，契約者の負担により，契約者で施設していただき，発電量調整供給のために施設する場合は，発電契約者の負担により，発電契約者で施設していただきます。この場合には，当社が付帯設備を無償で使用できるものといたします。	(4)　付帯設備（(3)により発電者または需要者の土地または建物に施設される供給設備を支持し，または収納する工作物およびその供給設備の施設上必要な発電者または需要者の建物に付合する設備をいいます。）は，原則として，託送供給のために施設する場合は，契約者の負担により，契約者で施設していただき，発電量調整供給のために施設する場合は，発電契約者の負担により，発電契約者で施設していただきます。この場合には，当社が付帯設備を無償で使用できるものといたします。
(5)　特定送配電事業を営む者が維持および運用する電線路に複数の発電場所または複数の需要場所が接続する場合の受電地点または供給地点は，(1)または(2)に準じて契約者または発電契約者と当社との協議によって定めます。この場合，当該複数の発電場所または複数の需要場所につき，1受電地点または1供給地点といたします。	(5)　特定送配電事業を営む者が維持および運用する電線路に複数の発電場所または複数の需要場所が接続する場合の受電地点または供給地点は，(1)または(2)に準じて契約者または発電契約者と当社との協議によって定めます。この場合，当該複数の発電場所または複数の需要場所につき，1受電地点または1供給地点といたします。
58　架 空 引 込 線	**58　架 空 引 込 線**
(1)　当社の供給設備と発電者または需要者の電気設備との接続を引込線によって行なう場合には，原則として架空引込線によるものとし，発電者または需要者の建造物または補助支持物の引込線取付点までは，当社が施設いたします。	(1)　当社の供給設備と発電者または需要者の電気設備との接続を引込線によって行なう場合には，原則として架空引込線によるものとし，発電者または需要者の建造物または補助支持物の引込線取付点までは，当社が施設いたします。
(2)　引込線取付点は，当社の供給設備の最も適当な支持物から原則として最短距離の場所であって，堅固に施設できる点を契約者または発電契約者と当社との協議によって定めます。	(2)　引込線取付点は，当社の供給設備の最も適当な支持物から原則として最短距離の場所であって，堅固に施設できる点を契約者または発電契約者と当社との協議によって定めます。
(3)　受電地点または供給地点から発電者または需要者の引込開閉器に至るまでの配線（以下「引込口配線」といいます。）は，託送供給のために施設する場合は，契約者の負担により，契約者で施設していただき，発電量調整供給のために施設する場合は，発電契約者の負担により，発電契約者で施設していただきます。	(3)　受電地点または供給地点から発電者または需要者の引込開閉器に至るまでの配線（以下「引込口配線」といいます。）は，託送供給のために施設する場合は，契約者の負担により，契約者で施設していただき，発電量調整供給のために施設する場合は，発電契約者の負担により，発電契約者で施設していただきます。
(4)　引込線を取り付けるため発電場所内または需要場所内に設置する引込小柱等の補助支持物は，託送供給のために施設する場合は，契約者の負担により，契約者で施設していただき，発電量調整供給のために施設する場合は，発電契約者の負担により，発電契約者で施設していただきます。この場合には，当社が補助支持物を無償で使用できるものといたします。	(4)　引込線を取り付けるため発電場所内または需要場所内に設置する引込小柱等の補助支持物は，託送供給のために施設する場合は，契約者の負担により，契約者で施設していただき，発電量調整供給のために施設する場合は，発電契約者の負担により，発電契約者で施設していただきます。この場合には，当社が補助支持物を無償で使用できるものといたします。
(5)　当社は，原則として発電者または需要者の承諾をえて，次により，発電者または需要者の引込小柱等の補助支持物を使用して他の発電者から電気を受電または他の需要者へ電気を供給することがあります。	(5)　当社は，原則として発電者または需要者の承諾をえて，次により，発電者または需要者の引込小柱等の補助支持物を使用して他の発電者から電気を受電または他の需要者へ電気を供給することがあります。
イ　当社は，発電者または需要者の補助支持物を使用して，他の発電者または他の需要者への引込線を施設いたします。この場合，その補助支持物から最短距離の場所にある発電者または需要者の建造物または補助支持物の取付点に至るまでの引込口配線は引込線とし，その引込線および補助支持物の管理（材料費の負担を含みます。）は当社が行ないます。また，受電地点または供給地点は，発電者または需要者へ引き込むための引込線の終端に変更いたします。	イ　当社は，発電者または需要者の補助支持物を使用して，他の発電者または他の需要者への引込線を施設いたします。この場合，その補助支持物から最短距離の場所にある発電者または需要者の建造物または補助支持物の取付点に至るまでの引込口配線は引込線とし，その引込線および補助支持物の管理（材料費の負担を含みます。）は当社が行ないます。また，受電地点または供給地点は，発電者または需要者へ引き込むための引込線の終端に変更いたします。
ロ　イにより当社が管理を行なう引込線または補助支持物を改修し，または撤去する場合は，当社が工事を行なうものとし，この場合に生ずる撤去材料は，原則として，発電者または需要者にお返しいたします。また，これにともない新たに施設される場合の引込線または補助支持物は，当社の所有とし，当社の負担で施設いたします。	ロ　イにより当社が管理を行なう引込線または補助支持物を改修し，または撤去する場合は，当社が工事を行なうものとし，この場合に生ずる撤去材料は，原則として，発電者または需要者にお返しいたします。また，これにともない新たに施設される場合の引込線または補助支持物は，当社の所有とし，当社の負担で施設いたします。
59　地 中 引 込 線	**59　地 中 引 込 線**
(1)　架空引込線を施設することが法令上認められない場合または技術上，経済上もしくは地域的な事情により不	(1)　架空引込線を施設することが法令上認められない場合または技術上，経済上もしくは地域的な事情により不

変更前（令和6年10月1日実施）	変更後（令和7年4月1日実施）
適当と認められる場合で，当社の供給設備と発電者または需要者の電気設備との接続を地中引込線によって行なうときには，次のイまたはロの最も当社の供給設備に近い接続点までを当社が施設いたします。 イ　発電者が発電場所内に施設する開閉器，断路器もしくは接続装置の接続点または需要者が需要場所内に施設する開閉器，断路器もしくは接続装置の接続点 ロ　当社が施設する計量器（付属装置を含みます。）または接続装置の接続点 なお，当社は，発電者または需要者の土地または建物に接続装置等を施設することがあります。	適当と認められる場合で，当社の供給設備と発電者または需要者の電気設備との接続を地中引込線によって行なうときには，次のイまたはロの最も当社の供給設備に近い接続点までを当社が施設いたします。 イ　発電者が発電場所内に施設する開閉器，断路器もしくは接続装置の接続点または需要者が需要場所内に施設する開閉器，断路器もしくは接続装置の接続点 ロ　当社が施設する計量器（付属装置を含みます。）または接続装置の接続点 なお，当社は，発電者または需要者の土地または建物に接続装置等を施設することがあります。
(2)　(1)により当社の供給設備と接続する電気設備の施設場所は，当社の供給設備の最も適当な支持物または分岐点から最短距離にあり，原則として，地中引込線の施設上とくに多額の費用を要する等特別の工事を必要とせず，かつ，安全に施設できる次のいずれにも該当する場所とし，契約者または発電契約者と当社との協議によって定めます。 なお，これ以外の場合には，発電場所内または需要場所内の地中引込線は，託送供給のために施設する場合は，契約者の負担により，契約者で施設していただき，発電量調整供給のために施設する場合は，発電契約者の負担により，発電契約者で施設していただきます。 イ　発電者または需要者の構内における地中引込線のこう長が50メートル程度以内の場所 ロ　建物の3階以下にある場所 ハ　その他地中引込線の施設上特殊な工法，材料等を必要としない場所	(2)　(1)により当社の供給設備と接続する電気設備の施設場所は，当社の供給設備の最も適当な支持物または分岐点から最短距離にあり，原則として，地中引込線の施設上とくに多額の費用を要する等特別の工事を必要とせず，かつ，安全に施設できる次のいずれにも該当する場所とし，契約者または発電契約者と当社との協議によって定めます。 なお，これ以外の場合には，発電場所内または需要場所内の地中引込線は，託送供給のために施設する場合は，契約者の負担により，契約者で施設していただき，発電量調整供給のために施設する場合は，発電契約者の負担により，発電契約者で施設していただきます。 イ　発電者または需要者の構内における地中引込線のこう長が50メートル程度以内の場所 ロ　建物の3階以下にある場所 ハ　その他地中引込線の施設上特殊な工法，材料等を必要としない場所
(3)　地中引込線の施設上必要な付帯設備は，原則として，託送供給のために施設する場合は，契約者の負担により，契約者で施設していただき，発電量調整供給のために施設する場合は，発電契約者の負担により，発電契約者で施設していただきます。この場合には，当社が付帯設備を無償で使用できるものといたします。 なお，この場合の付帯設備は，次のものをいいます。 イ　鉄管，暗きょ等発電者または需要者の土地または建物の壁面等に引込線をおさめるために施設される工作物（π引込みの場合のケーブルの引込みおよび引出しのために施設されるものを含みます。） ロ　発電者または需要者の土地または建物に施設される基礎ブロック（接続装置を固定するためのものをいいます。）およびハンドホール ハ　その他イまたはロに準ずる設備	(3)　地中引込線の施設上必要な付帯設備は，原則として，託送供給のために施設する場合は，契約者の負担により，契約者で施設していただき，発電量調整供給のために施設する場合は，発電契約者の負担により，発電契約者で施設していただきます。この場合には，当社が付帯設備を無償で使用できるものといたします。 なお，この場合の付帯設備は，次のものをいいます。 イ　鉄管，暗きょ等発電者または需要者の土地または建物の壁面等に引込線をおさめるために施設される工作物（π引込みの場合のケーブルの引込みおよび引出しのために施設されるものを含みます。） ロ　発電者または需要者の土地または建物に施設される基礎ブロック（接続装置を固定するためのものをいいます。）およびハンドホール ハ　その他イまたはロに準ずる設備
(4)　接続を架空引込線によって行なうことができる場合で，契約者または発電契約者の希望によりとくに地中引込線によって行なうときには，地中引込線は，原則として，託送供給のために施設する場合は，契約者の負担により，契約者で施設していただき，発電量調整供給のために施設する場合は，発電契約者の負担により，発電契約者で施設していただきます。ただし，当社が，保安上または保守上適当と認めた場合は，(1)に準じて接続を行ないます。この場合，当社は，67（受電地点への供給設備の工事費負担金）(2)，(4)または70（供給地点への供給設備の工事費負担金）(2)の工事費負担金を契約者または発電契約者から申し受けます。	(4)　接続を架空引込線によって行なうことができる場合で，契約者または発電契約者の希望によりとくに地中引込線によって行なうときには，地中引込線は，原則として，託送供給のために施設する場合は，契約者の負担により，契約者で施設していただき，発電量調整供給のために施設する場合は，発電契約者の負担により，発電契約者で施設していただきます。ただし，当社が，保安上または保守上適当と認めた場合は，(1)に準じて接続を行ないます。この場合，当社は，67（受電地点への供給設備の工事費負担金）(2)，(4)または70（供給地点への供給設備の工事費負担金）(2)の工事費負担金を契約者または発電契約者から申し受けます。
60　連接引込線等 (1)　当社は，建物の密集場所等特別の事情がある場所では，連接引込線（1発電場所または1需要場所の引込線から分岐して支持物を経ないで他の発電場所の受電地点または他の需要場所の供給地点に至る引込線をいいます。）または共同引込線によって当社の供給設備と発電者または需要者の電気設備との接続をすることがあります。この場合，当社は，分岐装置を発電者または需要者の土地または建物に施設することがあります。	**60　連接引込線等** (1)　当社は，建物の密集場所等特別の事情がある場所では，連接引込線（1発電場所または1需要場所の引込線から分岐して支持物を経ないで他の発電場所の受電地点または他の需要場所の供給地点に至る引込線をいいます。）または共同引込線によって当社の供給設備と発電者または需要者の電気設備との接続をすることがあります。この場合，当社は，分岐装置を発電者または需要者の土地または建物に施設することがあります。

変更前（令和6年10月1日実施）	変更後（令和7年4月1日実施）
なお，発電者または需要者の電気設備との接続点までは，当社が施設いたします。 (2)　当社は，原則として発電者または需要者の承諾をえて，次により，発電者または需要者の引込口配線を使用して他の発電者から電気を受電または他の需要者へ電気を供給することがあります。 イ　当社は，発電者または需要者の引込口配線から分岐して，他の発電者または他の需要者への連接引込線を施設いたします。この場合，その引込口配線の終端までは共同引込線とし，その管理（材料費の負担を含みます。）は当社が行ないます。また，受電地点または供給地点は，当社が管理を行なう共同引込線の終端に変更いたします。 ロ　イにより当社が管理を行なう共同引込線を改修し，または撤去する場合は，当社が工事を行なうものとし，この場合に生ずる撤去材料は，原則として，発電者または需要者にお返しいたします。また，これにともない新たに施設される共同引込線は，当社の所有とし，当社の負担で施設いたします。	なお，発電者または需要者の電気設備との接続点までは，当社が施設いたします。 (2)　当社は，原則として発電者または需要者の承諾をえて，次により，発電者または需要者の引込口配線を使用して他の発電者から電気を受電または他の需要者へ電気を供給することがあります。 イ　当社は，発電者または需要者の引込口配線から分岐して，他の発電者または他の需要者への連接引込線を施設いたします。この場合，その引込口配線の終端までは共同引込線とし，その管理（材料費の負担を含みます。）は当社が行ないます。また，受電地点または供給地点は，当社が管理を行なう共同引込線の終端に変更いたします。 ロ　イにより当社が管理を行なう共同引込線を改修し，または撤去する場合は，当社が工事を行なうものとし，この場合に生ずる撤去材料は，原則として，発電者または需要者にお返しいたします。また，これにともない新たに施設される共同引込線は，当社の所有とし，当社の負担で施設いたします。
61　中高層集合住宅等における受電方法および供給方法 中高層集合住宅等の場合で，1建物内の2以上の発電場所または需要場所において電気を受電または供給するときには，当社は，原則として共同引込線による1引込みで電気を受電または供給いたします。 なお，技術上その他やむをえない場合は，当社は，発電者または需要者の土地または建物に変圧器等の供給設備を施設し，電気を受電または供給いたします。この場合，変圧器の2次側接続点までは，当社が施設いたします。	**61　中高層集合住宅等における受電方法および供給方法** 中高層集合住宅等の場合で，1建物内の2以上の発電場所または需要場所において電気を受電または供給するときには，当社は，原則として共同引込線による1引込みで電気を受電または供給いたします。 なお，技術上その他やむをえない場合は，当社は，発電者または需要者の土地または建物に変圧器等の供給設備を施設し，電気を受電または供給いたします。この場合，変圧器の2次側接続点までは，当社が施設いたします。
62　引込線の接続 当社の供給設備と発電者または需要者の電気設備との接続は，当社が行ないます。 なお，契約者または発電契約者の希望によって引込線の位置を変更し，またはこれに準ずる工事をする場合には，当社は，実費を契約者または発電契約者から申し受けます。	**62　引込線の接続** 当社の供給設備と発電者または需要者の電気設備との接続は，当社が行ないます。 なお，契約者または発電契約者の希望によって引込線の位置を変更し，またはこれに準ずる工事をする場合には，当社は，実費を契約者または発電契約者から申し受けます。
63　計量器等の取付け (1)　料金の算定上必要な計量器，その付属装置（計量器箱，変成器，変成器の2次配線および計量情報等を伝送するための通信装置等をいいます。）および区分装置（力率測定時間を区分する装置等をいいます。）については，以下のとおりといたします。ただし，記録型計量器に記録された電力量計の値等を伝送するために当社が発電者または需要者の電気工作物を使用する場合の当該電気工作物は計量器の付属装置とはいたしません。 イ　接続供給電力量の計量に必要な計量器，その付属装置および区分装置は，原則として，接続送電サービス契約電力等に応じて当社が選定し，かつ，当社の所有とし，当社の負担で取り付けます。ただし，契約者の希望によって計量器の付属装置を施設する場合または変成器の2次配線等でとくに多額の費用を要する場合については，契約者の負担により，契約者で取り付けていただくことがあります。 ロ　発電量調整受電電力量の計量に必要な計量器，その付属装置および区分装置は，原則として，契約受電電力に応じて当社が選定し，かつ，当社の所有とし，当社で取り付けます。この場合，当社は，68（受電用計量器等の工事費負担金）の工事費負担金を発電契約者から申し受けます。 (2)　計量器，その付属装置および区分装置の取付位置は，適正な計量ができ，かつ，検査ならびに取付けおよび取外し工事が容易な場所（低圧で受電または供給する場合，原則として屋外といたします。）とし，契約者ま	**63　計量器等の取付け** (1)　料金の算定上必要な計量器，その付属装置（計量器箱，変成器，変成器の2次配線および計量情報等を伝送するための通信装置等をいいます。）および区分装置（力率測定時間を区分する装置等をいいます。）については，以下のとおりといたします。ただし，記録型計量器に記録された電力量計の値等を伝送するために当社が発電者または需要者の電気工作物を使用する場合の当該電気工作物は計量器の付属装置とはいたしません。 イ　接続供給電力量の計量に必要な計量器，その付属装置および区分装置は，原則として，接続送電サービス契約電力等に応じて当社が選定し，かつ，当社の所有とし，当社の負担で取り付けます。ただし，契約者の希望によって計量器の付属装置を施設する場合または変成器の2次配線等でとくに多額の費用を要する場合については，契約者の負担により，契約者で取り付けていただくことがあります。 ロ　発電量調整受電電力量の計量に必要な計量器，その付属装置および区分装置は，原則として，契約受電電力に応じて当社が選定し，かつ，当社の所有とし，当社で取り付けます。この場合，当社は，68（受電用計量器等の工事費負担金）の工事費負担金を発電契約者から申し受けます。 (2)　計量器，その付属装置および区分装置の取付位置は，適正な計量ができ，かつ，検査ならびに取付けおよび取外し工事が容易な場所（低圧で受電または供給する場合，原則として屋外といたします。）とし，契約者ま

変更前（令和６年10月１日実施）	変更後（令和７年４月１日実施）
たは発電契約者と当社との協議によって定めます。 　また，集合住宅等の場合で，契約者または発電契約者の希望によって計量器，その付属装置および区分装置を建物内に取り付けたときには，契約者または発電契約者と当社との協議により，あらかじめ解錠のための鍵等を提出していただくことがあります。 (3)　計量器，その付属装置および区分装置の取付場所は，発電者または需要者から無償で提供していただきます。また，(1)により契約者または発電契約者が施設するものについては，当社が無償で使用できるものといたします。 (4)　当社は，記録型計量器に記録された電力量計の値等を伝送するために発電者または需要者の電気工作物を使用することがあります。この場合には，当社が無償で使用できるものといたします。 (5)　契約者または発電契約者の希望によって計量器，その付属装置および区分装置の取付位置を変更し，またはこれに準ずる工事をする場合には，当社は，実費を契約者または発電契約者から申し受けます。 (6)　法令により発電量調整受電電力量の計量に必要な計量器およびその付属装置を取り替える場合には，当社は，低圧で受電するときを除き，実費を発電契約者から申し受けます。	たは発電契約者と当社との協議によって定めます。 　また，集合住宅等の場合で，契約者または発電契約者の希望によって計量器，その付属装置および区分装置を建物内に取り付けたときには，契約者または発電契約者と当社との協議により，あらかじめ解錠のための鍵等を提出していただくことがあります。 (3)　計量器，その付属装置および区分装置の取付場所は，発電者または需要者から無償で提供していただきます。また，(1)により契約者または発電契約者が施設するものについては，当社が無償で使用できるものといたします。 (4)　当社は，記録型計量器に記録された電力量計の値等を伝送するために発電者または需要者の電気工作物を使用することがあります。この場合には，当社が無償で使用できるものといたします。 (5)　契約者または発電契約者の希望によって計量器，その付属装置および区分装置の取付位置を変更し，またはこれに準ずる工事をする場合には，当社は，実費を契約者または発電契約者から申し受けます。 (6)　法令により発電量調整受電電力量の計量に必要な計量器およびその付属装置を取り替える場合には，当社は，低圧で受電するときを除き，実費を発電契約者から申し受けます。
64　通信設備等の施設 (1)　発電場所内または需要場所内に施設する給電指令上必要な保安通信電話等は，原則として契約者または発電契約者の負担により，契約者または発電契約者で施設していただきます。 (2)　系統連系技術要件に定めるＮ－1電制の実施に必要な装置は，発電契約者で施設していただきます。 　なお，施設等に要した費用の実費について，当社から発電契約者にお支払いいたします。 (3)　給電指令上必要な情報伝送装置等については，次のとおりといたします。 イ　発電場所内に施設する情報伝送装置等は，原則として，受電地点からその情報伝送装置までを当社の所有とし，68（受電用計量器等の工事費負担金）の工事費負担金を発電契約者から申し受けて施設いたします。ただし，Ｎ－1電制の実施に必要な通信設備として施設する場合は申し受けません。 ロ　需要場所内に施設する情報伝送装置等は，供給地点からその情報伝送装置までを当社の所有とし，当社の負担で施設いたします。 (4)　情報伝送装置等の施設場所は，施設工事，検査および保守点検作業が容易な場所とし，契約者または発電契約者と当社との協議によって定めます。 　なお，施設場所等については，発電者または需要者から無償で提供していただきます。 (5)　契約者または発電契約者の希望によって，情報伝送装置等の施設場所を変更する場合には，当社は，実費を契約者または発電契約者から申し受けます。	**64　通信設備等の施設** (1)　発電場所内または需要場所内に施設する給電指令上必要な保安通信電話等は，原則として契約者または発電契約者の負担により，契約者または発電契約者で施設していただきます。 (2)　系統連系技術要件に定めるＮ－1電制の実施に必要な装置は，発電契約者で施設していただきます。 　なお，施設等に要した費用の実費について，当社から発電契約者にお支払いいたします。 (3)　給電指令上必要な情報伝送装置等については，次のとおりといたします。 イ　発電場所内に施設する情報伝送装置等は，原則として，受電地点からその情報伝送装置までを当社の所有とし，68（受電用計量器等の工事費負担金）の工事費負担金を発電契約者から申し受けて施設いたします。ただし，Ｎ－1電制の実施に必要な通信設備として施設する場合は申し受けません。 ロ　需要場所内に施設する情報伝送装置等は，供給地点からその情報伝送装置までを当社の所有とし，当社の負担で施設いたします。 (4)　情報伝送装置等の施設場所は，施設工事，検査および保守点検作業が容易な場所とし，契約者または発電契約者と当社との協議によって定めます。 　なお，施設場所等については，発電者または需要者から無償で提供していただきます。 (5)　契約者または発電契約者の希望によって，情報伝送装置等の施設場所を変更する場合には，当社は，実費を契約者または発電契約者から申し受けます。
65　専用供給設備 (1)　当社は，次の場合には，契約者または発電契約者の専用設備として供給設備を施設いたします。この場合，受電地点への供給設備については67（受電地点への供給設備の工事費負担金）(2)または(4)の工事費負担金を，供給地点への供給設備については 70（供給地点への供給設備の工事費負担金）(2)の工事費負担金を申し受けます。 イ　契約者または発電契約者がとくに希望され，かつ，当社の供給区域内の需要に対する電気の供給および他	**65　専用供給設備** (1)　当社は，次の場合には，契約者または発電契約者の専用設備として供給設備を施設いたします。この場合，受電地点への供給設備については67（受電地点への供給設備の工事費負担金）(2)または(4)の工事費負担金を，供給地点への供給設備については 70（供給地点への供給設備の工事費負担金）(2)の工事費負担金を申し受けます。 イ　契約者または発電契約者がとくに希望され，かつ，当社の供給区域内の需要に対する電気の供給および他

変更前（令和6年10月1日実施）	変更後（令和7年4月1日実施）
の発電者からの受電に支障がないと認められる場合	の発電者からの受電に支障がないと認められる場合
ロ　44（託送供給等にともなう協力）の場合	ロ　44（託送供給等にともなう協力）の場合
ハ　発電者もしくは需要者の施設の保安上の理由，または発電場所，需要場所およびその他周囲の状況から将来においても他に当該供給設備の使用が見込まれない等の事情により，特定の契約者または発電契約者のみが使用されることになる供給設備を専用供給設備として施設することが適当と認められる場合	ハ　発電者もしくは需要者の施設の保安上の理由，または発電場所，需要場所およびその他周囲の状況から将来においても他に当該供給設備の使用が見込まれない等の事情により，特定の契約者または発電契約者のみが使用されることになる供給設備を専用供給設備として施設することが適当と認められる場合
(2)　(1)の専用設備は，受電地点から受電地点に最も近い変電所（受電地点に最も近い変電所が専ら受電のために施設される変電所である場合は，当該変電所から最も近い変電所といたします。）までの電線路または供給地点から供給地点に最も近い変電所までの電線路（配電盤，継電器およびその変電所の受電電圧もしくは供給電圧と同位電圧の母線側断路器またはこれに相当する接続点までを含みます。）に限ります。ただし，特別の事情がある場合は，受電電圧または供給電圧と同位の電線路およびこれに接続する変圧器（1 次電圧側線路開閉器を含みます。）とすることがあります。	(2)　(1)の専用設備は，受電地点から受電地点に最も近い変電所（受電地点に最も近い変電所が専ら受電のために施設される変電所である場合は，当該変電所から最も近い変電所といたします。）までの電線路または供給地点から供給地点に最も近い変電所までの電線路（配電盤，継電器およびその変電所の受電電圧もしくは供給電圧と同位電圧の母線側断路器またはこれに相当する接続点までを含みます。）に限ります。ただし，特別の事情がある場合は，受電電圧または供給電圧と同位の電線路およびこれに接続する変圧器（1 次電圧側線路開閉器を含みます。）とすることがあります。
(3)　(2)において，開閉所および蓄電所は，変電所とみなします。	(3)　(2)において，開閉所および蓄電所は，変電所とみなします。
(4)　(1)および(2)において，受電地点とは会社間連系点以外の受電地点をいい，供給地点とは会社間連系点以外の供給地点をいいます。	(4)　(1)および(2)において，受電地点とは会社間連系点以外の受電地点をいい，供給地点とは会社間連系点以外の供給地点をいいます。
(5)　当社は，供給設備を2以上の契約者または発電契約者が共用する専用供給設備とすることがあります。ただし，(1)イの場合は，次に該当する場合で，いずれの契約者または発電契約者にも承諾をいただいたときに限ります。	(5)　当社は，供給設備を2以上の契約者または発電契約者が共用する専用供給設備とすることがあります。ただし，(1)イの場合は，次に該当する場合で，いずれの契約者または発電契約者にも承諾をいただいたときに限ります。
イ　2 以上の契約者または発電契約者が同時に申込みをされる場合で，いずれの契約者または発電契約者も，当社が専用供給設備から電気を受電することまたは供給することを希望されるとき。	イ　2 以上の契約者または発電契約者が同時に申込みをされる場合で，いずれの契約者または発電契約者も，当社が専用供給設備から電気を受電することまたは供給することを希望されるとき。
ロ　契約者または発電契約者が，当社が既に施設されている専用供給設備から電気を受電することまたは供給することを希望される場合	ロ　契約者または発電契約者が，当社が既に施設されている専用供給設備から電気を受電することまたは供給することを希望される場合
66　電流制限器等の取付け	**66　電流制限器等の取付け**
(1)　需要場所の電流制限器等は，当社の所有とし，当社の負担で取り付けます。	(1)　需要場所の電流制限器等は，当社の所有とし，当社の負担で取り付けます。
(2)　電流制限器等の取付位置は原則として屋内とし，その取付場所は需要者から無償で提供していただきます。	(2)　電流制限器等の取付位置は原則として屋内とし，その取付場所は需要者から無償で提供していただきます。
(3)　契約者の希望によって電流制限器等の取付位置を変更し，またはこれに準ずる工事をする場合には，当社は，実費相当額を契約者から申し受けます。	(3)　契約者の希望によって電流制限器等の取付位置を変更し，またはこれに準ずる工事をする場合には，当社は，実費相当額を契約者から申し受けます。

変更前（令和６年10月１日実施）	変更後（令和７年４月１日実施）

Ⅷ　工事費の負担

67　受電地点への供給設備の工事費負担金

(1)　受電側接続設備の工事費負担金

イ　発電契約者が新たに発電量調整供給を開始し，または契約受電電力を増加される場合で，これにともない新たに受電側接続設備（専用供給設備および予備供給設備を除きます。）を施設するときには，当社は，別表14（標準設計基準）に定める設計（以下「標準設計」といいます。）で施設する場合の工事費（以下「標準設計工事費」といいます。）を工事費負担金として発電契約者から申し受けます。

ロ　Ⅷ（工事費の負担）の各項において，受電側接続設備とは，当社が高圧または特別高圧で受電する場合において，受電地点からの受電の用に供することを主たる目的とする供給設備であって，変電所（専ら当該受電地点への事故波及の防止等を目的として施設される変電所を除きます。）の引出口に施設される断路器の受電地点側接続点（基幹送電設備から受電側接続設備を分岐する場合は，基幹送電設備の接続点といたします。）から他の変電所（専ら当該受電地点への事故波及の防止等を目的として施設される変電所を除きます。）を経ないで受電地点に至る電線および引込線等をいいます。また，Ⅷ（工事費の負担）の各項において，受電地点とは会社間連系点以外の受電地点をいい，開閉所および蓄電所は，変電所とみなします。

(2)　受電地点への特別供給設備の工事費負担金

イ　発電契約者が新たに発電量調整供給を開始し，または契約受電電力を増加される場合で，これにともない当社が新たに受電地点への特別の供給設備を施設するときには，当社は，次の金額を工事費負担金として発電契約者から申し受けます。

(イ)　発電契約者の希望によって標準設計をこえる設計で当社が受電地点への供給設備を施設する場合は，標準設計工事費をこえる金額

なお，この場合も，(1)の工事費負担金を申し受けます。

(ロ)　65（専用供給設備）によって専用供給設備を施設する場合は，その工事費の全額

なお，この場合には，工事費負担金の対象となる供給設備は，65（専用供給設備）(2)によるものといたします。

(ハ)　受電地点からの受電の用に供することを主たる目的とする供給設備であって，受電側接続設備以外の供給設備（高圧および特別高圧の供給設備に限ります。また，専用供給設備を除きます。）を施設する場合は，aおよびbの金額

a　当該供給設備の工事費のうち，発電等設備の設置に伴う電力系統の増強及び事業者の費用負担等の在り方に関する指針にもとづき算定した金額

b　発電設備等からの出力により，当社配電用変電所バンクにおいて逆潮流が生じるおそれのある場合で，これに係る措置として当社が新たに供給設備を施設するときには，aにかかわらず，次の金額

新増加契約受電電力１キロワットにつき	3,410円00銭

ロ　受電地点において21（予備送電サービス）を利用される場合で，これにともない当社が新たに予備供給設備を施設するときには，当社は，その工事費の全額を工事費負担金として発電契約者から申し受けます。

Ⅷ　工事費の負担

67　受電地点への供給設備の工事費負担金

(1)　受電側接続設備の工事費負担金

イ　発電契約者が新たに発電量調整供給を開始し，または契約受電電力を増加される場合で，これにともない新たに受電側接続設備（専用供給設備および予備供給設備を除きます。）を施設するときには，当社は，別表14（標準設計基準）に定める設計（以下「標準設計」といいます。）で施設する場合の工事費（以下「標準設計工事費」といいます。）を工事費負担金として発電契約者から申し受けます。

ロ　Ⅷ（工事費の負担）の各項において，受電側接続設備とは，当社が高圧または特別高圧で受電する場合において，受電地点からの受電の用に供することを主たる目的とする供給設備であって，変電所（専ら当該受電地点への事故波及の防止等を目的として施設される変電所を除きます。）の引出口に施設される断路器の受電地点側接続点（基幹送電設備から受電側接続設備を分岐する場合は，基幹送電設備の接続点といたします。）から他の変電所（専ら当該受電地点への事故波及の防止等を目的として施設される変電所を除きます。）を経ないで受電地点に至る電線および引込線等をいいます。また，Ⅷ（工事費の負担）の各項において，受電地点とは会社間連系点以外の受電地点をいい，開閉所および蓄電所は，変電所とみなします。

(2)　受電地点への特別供給設備の工事費負担金

イ　発電契約者が新たに発電量調整供給を開始し，または契約受電電力を増加される場合で，これにともない当社が新たに受電地点への特別の供給設備を施設するときには，当社は，次の金額を工事費負担金として発電契約者から申し受けます。

(イ)　発電契約者の希望によって標準設計をこえる設計で当社が受電地点への供給設備を施設する場合は，標準設計工事費をこえる金額

なお，この場合も，(1)の工事費負担金を申し受けます。

(ロ)　65（専用供給設備）によって専用供給設備を施設する場合は，その工事費の全額

なお，この場合には，工事費負担金の対象となる供給設備は，65（専用供給設備）(2)によるものといたします。

(ハ)　受電地点からの受電の用に供することを主たる目的とする供給設備であって，受電側接続設備以外の供給設備（高圧および特別高圧の供給設備に限ります。また，専用供給設備を除きます。）を施設する場合は，aおよびbの金額

a　当該供給設備の工事費のうち，発電等設備の設置に伴う電力系統の増強及び事業者の費用負担等の在り方に関する指針にもとづき算定した金額

b　発電設備等からの出力により，当社配電用変電所バンクにおいて逆潮流が生じるおそれのある場合で，これに係る措置として当社が新たに供給設備を施設するときには，aにかかわらず，次の金額

新増加契約受電電力１キロワットにつき	3,410円00銭

ロ　受電地点において21（予備送電サービス）を利用される場合で，これにともない当社が新たに予備供給設備を施設するときには，当社は，その工事費の全額を工事費負担金として発電契約者から申し受けます。

変更前（令和6年10月1日実施）	変更後（令和7年4月1日実施）
なお，この場合には，工事費負担金の対象となる供給設備は，受電側接続設備に該当する供給設備といたします。ただし，予備供給設備を専用供給設備として施設する場合は，65（専用供給設備）(2)によるものといたします。	なお，この場合には，工事費負担金の対象となる供給設備は，受電側接続設備に該当する供給設備といたします。ただし，予備供給設備を専用供給設備として施設する場合は，65（専用供給設備）(2)によるものといたします。
(3)　受電地点への供給設備を変更する場合の工事費負担金	(3)　受電地点への供給設備を変更する場合の工事費負担金
イ　発電契約者が契約受電電力または予備送電サービス契約電力の増加にともなわないで，発電契約者の希望によって当該受電地点への供給設備を変更する場合は，62（引込線の接続），63（計量器等の取付け）または64（通信設備等の施設）によって実費を申し受ける場合を除き，当社は，その工事費の全額を工事費負担金として発電契約者から申し受けます。	イ　発電契約者が契約受電電力または予備送電サービス契約電力の増加にともなわないで，発電契約者の希望によって当該受電地点への供給設備を変更する場合は，62（引込線の接続），63（計量器等の取付け）または64（通信設備等の施設）によって実費を申し受ける場合を除き，当社は，その工事費の全額を工事費負担金として発電契約者から申し受けます。
	ロ　混雑緩和プロセスにより供給設備を変更する場合は，イにかかわらず，その工事費のうち，発電等設備の設置に伴う電力系統の増強及び事業者の費用負担等の在り方に関する指針にもとづき算定した金額を工事費負担金として発電契約者から申し受けます。
ロ　44（託送供給等にともなう協力）によって受電地点への供給設備を新たに施設または変更する場合には，当社は，その工事費の全額を工事費負担金として発電契約者から申し受けます。	ハ　44（託送供給等にともなう協力）によって受電地点への供給設備を新たに施設または変更する場合には，当社は，その工事費の全額を工事費負担金として発電契約者から申し受けます。
(4)　発電契約者が新たに発電量調整供給を開始し，または契約受電電力を増加される場合もしくは受電地点への供給設備を変更する場合で，低圧で受電するとき（受電の用に供することを主たる目的とするときに限ります。）は，(2)イ(イ)，(ロ)および(3)にかかわらず，その受電の用に供することによって必要となる工事費（(2)イ(ハ)により申し受ける金額を除きます。）を工事費負担金として発電契約者から申し受けます。	(4)　発電契約者が新たに発電量調整供給を開始し，または契約受電電力を増加される場合もしくは受電地点への供給設備を変更する場合で，低圧で受電するとき（受電の用に供することを主たる目的とするときに限ります。）は，(2)イ(イ)，(ロ)および(3)にかかわらず，その受電の用に供することによって必要となる工事費（(2)イ(ハ)により申し受ける金額を除きます。）を工事費負担金として発電契約者から申し受けます。
(5)　工事費の算定	(5)　工事費の算定
(1)，(2)，(3)および(4)の場合の工事費は，次により算定いたします。	(1)，(2)，(3)および(4)の場合の工事費は，次により算定いたします。
イ　工事費は，発電契約者が標準設計をこえる設計によることを希望される場合を除き，標準設計工事費といたします。	イ　工事費は，発電契約者が標準設計をこえる設計によることを希望される場合を除き，標準設計工事費といたします。
(イ)　標準設計工事費は，工事費負担金の対象となる当社の供給設備の工事に要する材料費，工費および諸掛り（測量監督費，諸経費，補償費，建設分担関連費およびその他の費用を含みます。）の合計額といたします。 なお，撤去工事がある場合は，その合計額から撤去後の資材の残存価額を差し引いた金額に，撤去する場合の諸工費（諸掛りを含みます。）を加えた金額といたします。	(イ)　標準設計工事費は，工事費負担金の対象となる当社の供給設備の工事に要する材料費，工費および諸掛り（測量監督費，諸経費，補償費，建設分担関連費およびその他の費用を含みます。）の合計額といたします。 なお，撤去工事がある場合は，その合計額から撤去後の資材の残存価額を差し引いた金額に，撤去する場合の諸工費（諸掛りを含みます。）を加えた金額といたします。
(ロ)　材料費は，払出時の単価（電気事業会計規則に定められた方法によって算出した貯蔵品の払出単価等をいいます。）によって算定いたします。	(ロ)　材料費は，払出時の単価（電気事業会計規則に定められた方法によって算出した貯蔵品の払出単価等をいいます。）によって算定いたします。
(ハ)　土地費は，工事費に含みません。ただし，架空受電側接続設備の経過地に当社が地役権を設定する場合は，その設定にともなう費用（地役権の登記に要する費用を除きます。）の50パーセントに相当する金額を工事費に含みます。	(ハ)　土地費は，工事費に含みません。ただし，架空受電側接続設備の経過地に当社が地役権を設定する場合は，その設定にともなう費用（地役権の登記に要する費用を除きます。）の50パーセントに相当する金額を工事費に含みます。
(ニ)　架空受電側接続設備の経過地に建造物の構築，竹木の植栽等架空受電側接続設備に支障を及ぼす行為を行なわないことを条件とする補償契約を締結する場合は，その線下補償費の50パーセントに相当する金額を工事費に含みます。	(ニ)　架空受電側接続設備の経過地に建造物の構築，竹木の植栽等架空受電側接続設備に支障を及ぼす行為を行なわないことを条件とする補償契約を締結する場合は，その線下補償費の50パーセントに相当する金額を工事費に含みます。
(ホ)　残地補償費は，補償費と明らかに区分されている場合に限り，工事費に含みます。	(ホ)　残地補償費は，補償費と明らかに区分されている場合に限り，工事費に含みます。
(ヘ)　建設分担関連費は，電気事業会計規則等に定められた電気事業固定資産に振り替えられる範囲に限り，工事費に含みます。	(ヘ)　建設分担関連費は，電気事業会計規則等に定められた電気事業固定資産に振り替えられる範囲に限り，工事費に含みます。

変更前（令和6年10月1日実施）	変更後（令和7年4月1日実施）
ロ　発電契約者が標準設計をこえる設計によることを希望される場合の工事費は，イに準じて算定いたします。	ロ　発電契約者が標準設計をこえる設計によることを希望される場合の工事費は，イに準じて算定いたします。
ハ　当社が将来の需要を考慮してあらかじめ施設した鉄塔，管路等を利用して受電する場合は，新たに施設される電線路に必要とされる回線数，管路孔数等に応じて次により算定した金額を電線路の工事費に算入いたします。	ハ　当社が将来の需要を考慮してあらかじめ施設した鉄塔，管路等を利用して受電する場合は，新たに施設される電線路に必要とされる回線数，管路孔数等に応じて次により算定した金額を電線路の工事費に算入いたします。
(イ)　鉄塔を利用して電気を受電する場合 工事費×$\frac{\text{使用回線数}}{\text{施設回線数}}$	(イ)　鉄塔を利用して電気を受電する場合 工事費×$\frac{\text{使用回線数}}{\text{施設回線数}}$
(ロ)　管路等を利用して電気を受電する場合 工事費×$\frac{\text{使用孔数}}{\text{施設孔数－予備孔数}}$	(ロ)　管路等を利用して電気を受電する場合 工事費×$\frac{\text{使用孔数}}{\text{施設孔数－予備孔数}}$
ニ　当社が特別高圧で受電する電気について，使用開始後3年以内の供給設備を利用する場合は，新たに利用される部分を新たに施設される受電側接続設備（特別高圧のノンファーム電源の受電地点に係る発電場所から電気を受電する場合は，変電所相互間を連絡する電線路を除きます。）とみなします。	ニ　当社が特別高圧で受電する電気について，使用開始後3年以内の供給設備を利用する場合は，新たに利用される部分を新たに施設される受電側接続設備（特別高圧のノンファーム電源の受電地点に係る発電場所から電気を受電する場合は，変電所相互間を連絡する電線路を除きます。）とみなします。
ホ　(2)イ(ハ)の場合，使用開始後3年以内の供給設備を利用するときは，新たに利用される部分を新たに施設される受電側接続設備以外の供給設備（高圧および特別高圧の供給設備に限ります。また，専用供給設備を除きます。なお，ノンファーム電源の受電地点に係る発電場所から電気を受電する場合は，高圧の供給設備および当社が適当であると認めた供給設備に限ります。）とみなします。	ホ　(2)イ(ハ)の場合，使用開始後3年以内の供給設備を利用するときは，新たに利用される部分を新たに施設される受電側接続設備以外の供給設備（高圧および特別高圧の供給設備に限ります。また，専用供給設備を除きます。なお，ノンファーム電源の受電地点に係る発電場所から電気を受電する場合は，高圧の供給設備および当社が適当であると認めた供給設備に限ります。）とみなします。
ヘ　低圧または高圧で受電する場合で，工事費を当社が定める単位当たりの金額にもとづいて算定することが適当と認められるときは，イまたはロにかかわらず，工事費を当該金額にもとづいて算定いたします。	ヘ　低圧または高圧で受電する場合で，工事費を当社が定める単位当たりの金額にもとづいて算定することが適当と認められるときは，イまたはロにかかわらず，工事費を当該金額にもとづいて算定いたします。
(6)　受電地点への供給設備の工事費負担金は，受電地点ごとに，発電量調整供給契約ごとに算定いたします。 ただし，2以上の発電契約者が受電地点への供給設備の全部または一部を共用する場合の工事費負担金の算定は，次によります。	(6)　受電地点への供給設備の工事費負担金は，受電地点ごとに，発電量調整供給契約ごとに算定いたします。 ただし，2以上の発電契約者が受電地点への供給設備の全部または一部を共用する場合の工事費負担金の算定は，次によります。
イ　2以上の発電契約者から共同して申込みがあった場合，または2以上の発電契約者のうち1の発電契約者が代表して工事費負担金を支払われる旨を申し出られた場合の工事費負担金は，その代表の発電契約者による1申込みとみなして算定いたします。	イ　2以上の発電契約者から共同して申込みがあった場合，または2以上の発電契約者のうち1の発電契約者が代表して工事費負担金を支払われる旨を申し出られた場合の工事費負担金は，その代表の発電契約者による1申込みとみなして算定いたします。
ロ　2以上の発電契約者から同時に申込みがあった場合の工事費負担金は，発電契約者ごとに算定いたします。この場合，発電契約者ごとの共用部分の工事費は，原則として契約受電電力の比であん分した金額といたします。	ロ　2以上の発電契約者から同時に申込みがあった場合の工事費負担金は，発電契約者ごとに算定いたします。この場合，発電契約者ごとの共用部分の工事費は，原則として契約受電電力の比であん分した金額といたします。
(7)　特例区域等の発電契約者が新たに発電量調整供給を開始し，または契約受電電力を増加される場合で，これにともない当社が新たに受電地点への供給設備を施設するときには，当社は，(1)，(2)または(4)にかかわらず，その工事費の全額を工事費負担金として発電契約者から申し受けます。 なお，この場合の工事費負担金は，(2)の場合に準じて算定いたします。	(7)　特例区域等の発電契約者が新たに発電量調整供給を開始し，または契約受電電力を増加される場合で，これにともない当社が新たに受電地点への供給設備を施設するときには，当社は，(1)，(2)または(4)にかかわらず，その工事費の全額を工事費負担金として発電契約者から申し受けます。 なお，この場合の工事費負担金は，(2)の場合に準じて算定いたします。
68　受電用計量器等の工事費負担金 発電契約者が新たに発電量調整供給を開始し，または契約受電電力を変更される場合等で，これにともない新たに受電地点における電力量の計量に必要な計量器，その付属装置および区分装置を取り付けるとき，または発電場所内に情報伝送装置等を施設するときは，当社は，その工事費の全額を工事費負担金として発電契約者から	**68　受電用計量器等の工事費負担金** 発電契約者が新たに発電量調整供給を開始し，または契約受電電力を変更される場合等で，これにともない新たに受電地点における電力量の計量に必要な計量器，その付属装置および区分装置を取り付けるとき，または発電場所内に情報伝送装置等を施設するときは，当社は，その工事費の全額を工事費負担金として発電契約者から

<table>
<tr>
<th>変更前（令和6年10月1日実施）</th>
<th>変更後（令和7年4月1日実施）</th>
</tr>
<tr>
<td>
申し受けます。ただし，低圧で受電する場合で，受電の用に供することを主たる目的とするときには，その受電の用に供することによって必要となる工事費を工事費負担金として発電契約者から申し受けます。

69　会社間連系設備の工事費負担金
契約者が新たに託送供給を開始し，または契約受電電力等を増加される場合で，これにともない会社間連系設備（会社間連系点に至る供給設備をいいます。）を新たに施設するときには，当社は，工事費負担金を契約者から申し受けます。この場合，工事費負担金の金額は，工事の内容，接続供給契約または振替供給契約の内容等を基準として，契約者と当社との協議によって定めます。

70　供給地点への供給設備の工事費負担金
(1)　供給側接続設備の工事費負担金
イ　低圧または高圧で供給する場合
(イ)　契約者が新たに接続供給を開始し，または接続送電サービス契約電力等を増加される場合（新たに接続供給を開始される場合で，当該接続供給を開始される前から引き続き当社の供給設備を利用され，かつ，下位の供給電圧に変更されるときを除きます。）で，これにともない新たに施設される供給側接続設備（専用供給設備および予備供給設備を除きます。）の工事こう長が架空の場合は1,000メートル，地中の場合は150 メートルをこえるときには，当社は，その超過こう長に次の金額を乗じてえた金額を工事費負担金として契約者から申し受けます。この場合，工事費負担金は，供給地点ごとに算定いたします。

<table>
<tr><th>区　分</th><th>単　位</th><th>金　額</th></tr>
<tr><td>架空供給側接続設備の場合</td><td>超過こう長 1 メートルにつき</td><td>3,520円00銭</td></tr>
<tr><td>地中供給側接続設備の場合</td><td>超過こう長 1 メートルにつき</td><td>27,170円00銭</td></tr>
</table>

なお，張替えまたは添架を行なう場合は，架空供給側接続設備についてはその工事こう長の60パーセント，地中供給側接続設備についてはその工事こう長の20パーセントに相当する値を新たに施設される供給側接続設備の工事こう長とみなします。
(ロ)　2 以上の供給地点に係る供給側接続設備の全部または一部を共用する場合の工事費負担金の算定は，次によります。
a　2 以上の契約者から共同して申込みがあった場合，または契約者から 2 以上の供給地点について申込みがあり，かつ，一括して算定することを希望される場合の工事費負担金の無償こう長は，(イ)の無償こう長に供給地点の数を乗じてえた値といたします。
b　2 以上の契約者から同時に申込みがあった場合，または契約者から 2 以上の供給地点について申込みがあり，かつ，一括して算定することを希望されない場合の工事費負担金は，供給地点ごとに算定いたします。この場合，それぞれの供給地点における供給側接続設備の工事こう長については，共用される部分の工事こう長を共用する供給地点の数で除してえた値にその供給地点に係って単独で使用される部分の工事こう長を加えた値を，新たに施設される供給側接続設備の工事こう長といたします。
</td>
<td>
申し受けます。ただし，低圧で受電する場合で，受電の用に供することを主たる目的とするときには，その受電の用に供することによって必要となる工事費を工事費負担金として発電契約者から申し受けます。

69　会社間連系設備の工事費負担金
契約者が新たに託送供給を開始し，または契約受電電力等を増加される場合で，これにともない会社間連系設備（会社間連系点に至る供給設備をいいます。）を新たに施設するときには，当社は，工事費負担金を契約者から申し受けます。この場合，工事費負担金の金額は，工事の内容，接続供給契約または振替供給契約の内容等を基準として，契約者と当社との協議によって定めます。

70　供給地点への供給設備の工事費負担金
(1)　供給側接続設備の工事費負担金
イ　低圧または高圧で供給する場合
(イ)　契約者が新たに接続供給を開始し，または接続送電サービス契約電力等を増加される場合（新たに接続供給を開始される場合で，当該接続供給を開始される前から引き続き当社の供給設備を利用され，かつ，下位の供給電圧に変更されるときを除きます。）で，これにともない新たに施設される供給側接続設備（専用供給設備および予備供給設備を除きます。）の工事こう長が架空の場合は1,000メートル，地中の場合は150 メートルをこえるときには，当社は，その超過こう長に次の金額を乗じてえた金額を工事費負担金として契約者から申し受けます。この場合，工事費負担金は，供給地点ごとに算定いたします。

<table>
<tr><th>区　分</th><th>単　位</th><th>金　額</th></tr>
<tr><td>架空供給側接続設備の場合</td><td>超過こう長 1 メートルにつき</td><td>3,520円00銭</td></tr>
<tr><td>地中供給側接続設備の場合</td><td>超過こう長 1 メートルにつき</td><td>27,170円00銭</td></tr>
</table>

なお，張替えまたは添架を行なう場合は，架空供給側接続設備についてはその工事こう長の60パーセント，地中供給側接続設備についてはその工事こう長の20パーセントに相当する値を新たに施設される供給側接続設備の工事こう長とみなします。
(ロ)　2 以上の供給地点に係る供給側接続設備の全部または一部を共用する場合の工事費負担金の算定は，次によります。
a　2 以上の契約者から共同して申込みがあった場合，または契約者から 2 以上の供給地点について申込みがあり，かつ，一括して算定することを希望される場合の工事費負担金の無償こう長は，(イ)の無償こう長に供給地点の数を乗じてえた値といたします。
b　2 以上の契約者から同時に申込みがあった場合，または契約者から 2 以上の供給地点について申込みがあり，かつ，一括して算定することを希望されない場合の工事費負担金は，供給地点ごとに算定いたします。この場合，それぞれの供給地点における供給側接続設備の工事こう長については，共用される部分の工事こう長を共用する供給地点の数で除してえた値にその供給地点に係って単独で使用される部分の工事こう長を加えた値を，新たに施設される供給側接続設備の工事こう長といたします。
</td>
</tr>
</table>

変更前（令和６年10月１日実施）	変更後（令和７年４月１日実施）
(ハ)　架空供給側接続設備と地中供給側接続設備とをあわせて施設する場合の(イ)の超過こう長は，次により算定いたします。 a　地中供給側接続設備の超過こう長は，地中供給側接続設備の工事こう長から地中供給側接続設備の無償こう長を差し引いた値といたします。 b　架空供給側接続設備の超過こう長は，架空供給側接続設備の工事こう長といたします。ただし，地中供給側接続設備の工事こう長が地中供給側接続設備の無償こう長を下回る場合は，次によります。 架空供給側接続設備の超過こう長 ＝ 架空供給側接続設備の工事こう長 － (地中供給側接続設備の無償こう長 － 地中供給側接続設備の工事こう長) × 架空供給側接続設備の無償こう長 ／ 地中供給側接続設備の無償こう長	(ハ)　架空供給側接続設備と地中供給側接続設備とをあわせて施設する場合の(イ)の超過こう長は，次により算定いたします。 a　地中供給側接続設備の超過こう長は，地中供給側接続設備の工事こう長から地中供給側接続設備の無償こう長を差し引いた値といたします。 b　架空供給側接続設備の超過こう長は，架空供給側接続設備の工事こう長といたします。ただし，地中供給側接続設備の工事こう長が地中供給側接続設備の無償こう長を下回る場合は，次によります。 架空供給側接続設備の超過こう長 ＝ 架空供給側接続設備の工事こう長 － (地中供給側接続設備の無償こう長 － 地中供給側接続設備の工事こう長) × 架空供給側接続設備の無償こう長 ／ 地中供給側接続設備の無償こう長
ロ　特別高圧で供給する場合 (イ)　契約者が新たに接続供給を開始し，または接続送電サービス契約電力を増加される場合（新たに接続供給を開始される場合で，当該接続供給を開始される前から引き続き当社の供給設備を利用され，かつ，下位の供給電圧に変更されるときを除きます。）で，これにともない新たに施設される供給側接続設備（専用供給設備および予備供給設備を除きます。）についてａにより算定される工事費がｂの当社負担額をこえるときには，当社は，その超過額を工事費負担金として契約者から申し受けます。この場合，工事費負担金は，供給地点ごとに算定いたします。 なお，標準電圧30,000ボルトまたは60,000ボルト以外の電圧で当社が供給する場合は，その工事費の全額がｂの当社負担額をこえるときのその超過額を工事費負担金といたします。	ロ　特別高圧で供給する場合 (イ)　契約者が新たに接続供給を開始し，または接続送電サービス契約電力を増加される場合（新たに接続供給を開始される場合で，当該接続供給を開始される前から引き続き当社の供給設備を利用され，かつ，下位の供給電圧に変更されるときを除きます。）で，これにともない新たに施設される供給側接続設備（専用供給設備および予備供給設備を除きます。）についてａにより算定される工事費がｂの当社負担額をこえるときには，当社は，その超過額を工事費負担金として契約者から申し受けます。この場合，工事費負担金は，供給地点ごとに算定いたします。
a　工事費 (a)　架空供給側接続設備の場合 （工事こう長100メートル当たり） 新増加接続送電サービス契約電力１キロワットにつき：標準電圧30,000ボルトで供給する場合　363円00銭／標準電圧60,000ボルトで供給する場合　176円00銭 なお，標準電圧30,000ボルトで当社が供給する場合で，支持物に電柱を使用するときには，その部分の工事費は，上表にかかわらず，次の算式によって算定された金額といたします。 工事費 ＝ 別表14(標準設計基準)に定める設計による工事費 × 新増加接続送電サービス契約電力 ／ 当該送電線の送電容量	a　工事費 (a)　架空供給側接続設備の場合 （工事こう長100メートル当たり） 新増加接続送電サービス契約電力１キロワットにつき：標準電圧30,000ボルトで供給する場合　363円00銭／標準電圧60,000ボルトで供給する場合　176円00銭 なお，標準電圧30,000ボルトで当社が供給する場合で，支持物に電柱を使用するときには，その部分の工事費は，上表にかかわらず，次の算式によって算定された金額といたします。 工事費 ＝ 別表14(標準設計基準)に定める設計による工事費 × 新増加接続送電サービス契約電力 ／ 当該送電線の送電容量 また，標準電圧30,000ボルトまたは60,000ボルト以外の電圧で当社が供給する場合は，その工事費の全額といたします。
(b)　地中供給側接続設備の場合	(b)　地中供給側接続設備の場合

変更前（令和6年10月1日実施）	変更後（令和7年4月1日実施）

（工事こう長100メートル当たり）

新増加接続送電サービス契約電力1キロワットにつき	標準電圧30,000ボルトで供給する場合	649円00銭
	標準電圧60,000ボルトで供給する場合	550円00銭

なお，張替えを行なう場合には，その部分の単価は，上表の該当欄の単価の20パーセントといたします。

（c） スポットネットワーク方式で供給するために，当社が新たに地中供給側接続設備を施設する場合の工事費は，(b)にかかわらず，別表 15（スポットネットワーク方式の工事費の算式）により算定いたします。

なお，スポットネットワーク方式とは，当社が技術的，経済的に必要と認めた場合に，原則として3回線の当社の電線路から，それぞれの回線ごとに施設していただいた変圧器の2次側母線で常時並行して供給を受ける方式をいいます。

b 当社負担額

新増加接続送電サービス契約電力1キロワットにつき	5,500円00銭

(ロ) 契約者が新たに接続供給を開始し，または接続送電サービス契約電力を増加される場合で，使用開始後3年以内の供給設備を利用して当社が供給するときは，新たに利用される部分を新たに施設される供給側接続設備とみなします。

ハ 19（接続送電サービス）(2)ニにより接続送電サービス契約電力を定める供給地点の接続送電サービス契約電力は，この(1)の工事費負担金の算定上，需要者の発電設備の検査，補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気の供給分を含まないものといたします。

ニ 次の言葉は，Ⅷ（工事費の負担）の各項においてそれぞれ次の意味で使用いたします。

(イ) 供給側接続設備

供給地点への供給の用に供することを主たる目的とする供給設備であって，発電所または変電所の引出口に施設される断路器の供給地点側接続点（送電線路から供給側接続設備を分岐する場合は，送電線路の接続点といたします。）から他の発電所または変電所を経ないで供給地点に至る電線および引込線等をいいます。

(ロ) 供給地点

会社間連系点以外の供給地点をいいます。

(ハ) 工事こう長

標準設計にもとづき算定される供給地点から最も近い供給設備までの供給側接続設備のこう長をいい，実際に施設されるこう長とは異なることがあります。

なお，単位は，1メートルとし，その端数は，小数点以下第1位で四捨五入いたします。

ホ 低圧で供給する場合，Ⅷ（工事費の負担）の各項において，接続送電サービス契約電力等を増加される場合とは，次の値が増加する場合といたします。

（工事こう長100メートル当たり）

新増加接続送電サービス契約電力1キロワットにつき	標準電圧30,000ボルトで供給する場合	649円00銭
	標準電圧60,000ボルトで供給する場合	550円00銭

なお，張替えを行なう場合には，その部分の単価は，上表の該当欄の単価の20パーセントといたします。

また，標準電圧30,000ボルトまたは60,000ボルト以外の電圧で当社が供給する場合は，その工事費の全額といたします。

（c） スポットネットワーク方式で供給するために，当社が新たに地中供給側接続設備を施設する場合の工事費は，(b)にかかわらず，別表 15（スポットネットワーク方式の工事費の算式）により算定いたします。

なお，スポットネットワーク方式とは，当社が技術的，経済的に必要と認めた場合に，原則として3回線の当社の電線路から，それぞれの回線ごとに施設していただいた変圧器の2次側母線で常時並行して供給を受ける方式をいいます。

b 当社負担額

新増加接続送電サービス契約電力1キロワットにつき	5,500円00銭

(ロ) 契約者が新たに接続供給を開始し，または接続送電サービス契約電力を増加される場合で，使用開始後3年以内の供給設備を利用して当社が供給するときは，新たに利用される部分を新たに施設される供給側接続設備とみなします。

ハ 19（接続送電サービス）(2)ニにより接続送電サービス契約電力を定める供給地点の接続送電サービス契約電力は，この(1)の工事費負担金の算定上，需要者の発電設備の検査，補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気の供給分を含まないものといたします。

ニ 次の言葉は，Ⅷ（工事費の負担）の各項においてそれぞれ次の意味で使用いたします。

(イ) 供給側接続設備

供給地点への供給の用に供することを主たる目的とする供給設備であって，発電所または変電所の引出口に施設される断路器の供給地点側接続点（送電線路から供給側接続設備を分岐する場合は，送電線路の接続点といたします。）から他の発電所または変電所を経ないで供給地点に至る電線および引込線等をいいます。

(ロ) 供給地点

会社間連系点以外の供給地点をいいます。

(ハ) 工事こう長

標準設計にもとづき算定される供給地点から最も近い供給設備までの供給側接続設備のこう長をいい，実際に施設されるこう長とは異なることがあります。

なお，単位は，1メートルとし，その端数は，小数点以下第1位で四捨五入いたします。

ホ 低圧で供給する場合，Ⅷ（工事費の負担）の各項において，接続送電サービス契約電力等を増加される場合とは，次の値が増加する場合といたします。

変更前（令和6年10月1日実施）	変更後（令和7年4月1日実施）
(ｲ)　電灯定額接続送電サービスおよび電灯臨時定額接続送電サービスの場合の契約負荷設備の総容量	(ｲ)　電灯定額接続送電サービスおよび電灯臨時定額接続送電サービスの場合の契約負荷設備の総容量
(ﾛ)　契約電力	(ﾛ)　契約電力
(ﾊ)　契約電流	(ﾊ)　契約電流
(ﾆ)　契約容量	(ﾆ)　契約容量
なお，19（接続送電サービス）(2)イ(ｲ)によって接続送電サービス契約電力を定める場合で，需要場所における主開閉器の定格電流等を増加されるときは，接続送電サービス契約電力等を増加されるものとみなします。	なお，19（接続送電サービス）(2)イ(ｲ)によって接続送電サービス契約電力を定める場合で，需要場所における主開閉器の定格電流等を増加されるときは，接続送電サービス契約電力等を増加されるものとみなします。
また，供給電気方式を交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは200ボルトから交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトに変更される場合は，接続送電サービス契約電力等を増加されるものとみなします。	また，供給電気方式を交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは200ボルトから交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトに変更される場合は，接続送電サービス契約電力等を増加されるものとみなします。
ﾍ　高圧で供給する場合で，19（接続送電サービス）(2)イ(ｲ)によって接続送電サービス契約電力を定めるとき（19〔接続送電サービス〕(2)ニで需要者の発電設備の検査，補修または事故〔停電による停止等を含みます。〕により生じた不足電力の補給にあてるための電気の供給分以外の供給分について，19〔接続送電サービス〕(2)イ(ｲ)に準じて定める場合を含みます。）には，Ⅷ（工事費の負担）の各項において，接続送電サービス契約電力等を増加される場合とは，需要場所における受電設備の総容量を増加される場合といたします。	ﾍ　高圧で供給する場合で，19（接続送電サービス）(2)イ(ｲ)によって接続送電サービス契約電力を定めるとき（19〔接続送電サービス〕(2)ニで需要者の発電設備の検査，補修または事故〔停電による停止等を含みます。〕により生じた不足電力の補給にあてるための電気の供給分以外の供給分について，19〔接続送電サービス〕(2)イ(ｲ)に準じて定める場合を含みます。）には，Ⅷ（工事費の負担）の各項において，接続送電サービス契約電力等を増加される場合とは，需要場所における受電設備の総容量を増加される場合といたします。
(2)　供給地点への特別供給設備の工事費負担金	(2)　供給地点への特別供給設備の工事費負担金
イ　契約者が新たに接続供給を開始し，または接続送電サービス契約電力等を増加される場合（新たに接続供給を開始される場合で，当該接続供給を開始される前から引き続き当社の供給設備を利用され，かつ，下位の供給電圧に変更されるときを除きます。）で，これにともない当社が新たに供給地点への特別の供給設備を施設するときには，当社は，次の金額を工事費負担金として契約者から申し受けます。	イ　契約者が新たに接続供給を開始し，または接続送電サービス契約電力等を増加される場合（新たに接続供給を開始される場合で，当該接続供給を開始される前から引き続き当社の供給設備を利用され，かつ，下位の供給電圧に変更されるときを除きます。）で，これにともない当社が新たに供給地点への特別の供給設備を施設するときには，当社は，次の金額を工事費負担金として契約者から申し受けます。
(ｲ)　契約者の希望によって標準設計をこえる設計で供給地点への供給設備を施設する場合は，標準設計工事費をこえる金額 なお，この場合も，(1)の工事費負担金を申し受けます。 ただし，供給地点が行政庁から認可，認定等を受けている市街地開発事業等（都市計画法第4条第7項に規定する市街地開発事業その他これらに類する事業をいいます。）に係る区域の場合で，地中供給側接続設備を施設するときは，その工事費の全額からケーブル，変圧器，開閉器等の工事費を差し引いた金額といたします。	(ｲ)　契約者の希望によって標準設計をこえる設計で供給地点への供給設備を施設する場合は，標準設計工事費をこえる金額 なお，この場合も，(1)の工事費負担金を申し受けます。 ただし，供給地点が行政庁から認可，認定等を受けている市街地開発事業等（都市計画法第4条第7項に規定する市街地開発事業その他これらに類する事業をいいます。）に係る区域の場合で，地中供給側接続設備を施設するときは，その工事費の全額からケーブル，変圧器，開閉器等の工事費を差し引いた金額といたします。
(ﾛ)　65（専用供給設備）によって専用供給設備を施設する場合は，その工事費の全額 なお，この場合には，工事費負担金の対象となる供給設備は，65（専用供給設備）(2)によるものといたします。	(ﾛ)　65（専用供給設備）によって専用供給設備を施設する場合は，その工事費の全額 なお，この場合には，工事費負担金の対象となる供給設備は，65（専用供給設備）(2)によるものといたします。
ロ　19（接続送電サービス）(2)ニにより接続送電サービス契約電力を定める供給地点において需要者の発電設備の検査，補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気の供給のために接続送電サービスを利用される場合または供給地点において予備送電サービスを利用される場合で，これにともない当社が新たに予備供給設備を施設するときには，当社は，その工事費の全額を工事費負担金として契約者から申し受けます。 なお，この場合には，工事費負担金の対象となる供給設備は，供給側接続設備に該当する供給設備といたします。ただし，予備供給設備を専用供給設備として施設する場合は，65（専用供給設備）(2)によるものと	ロ　19（接続送電サービス）(2)ニにより接続送電サービス契約電力を定める供給地点において需要者の発電設備の検査，補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気の供給のために接続送電サービスを利用される場合または供給地点において予備送電サービスを利用される場合で，これにともない当社が新たに予備供給設備を施設するときには，当社は，その工事費の全額を工事費負担金として契約者から申し受けます。 なお，この場合には，工事費負担金の対象となる供給設備は，供給側接続設備に該当する供給設備といたします。ただし，予備供給設備を専用供給設備として施設する場合は，65（専用供給設備）(2)によるものと

変更前（令和6年10月1日実施）	変更後（令和7年4月1日実施）
いたします。	いたします。
(3)　供給地点への供給設備を変更する場合の工事費負担金	(3)　供給地点への供給設備を変更する場合の工事費負担金
イ　契約者が接続送電サービス契約電力等または予備送電サービス契約電力の増加にともなわないで，契約者の希望によって供給地点への当社の供給設備を変更する場合（新たに接続供給を開始される場合で，当該接続供給を開始される前から引き続き当社の供給設備を利用され，かつ，下位の供給電圧に変更されるときを含みます。）は，62（引込線の接続），63（計量器等の取付け），64（通信設備等の施設）または 66（電流制限器等の取付け）によって実費を申し受ける場合を除き，当社は，その工事費の全額を工事費負担金として契約者から申し受けます。	イ　契約者が接続送電サービス契約電力等または予備送電サービス契約電力の増加にともなわないで，契約者の希望によって供給地点への当社の供給設備を変更する場合（新たに接続供給を開始される場合で，当該接続供給を開始される前から引き続き当社の供給設備を利用され，かつ，下位の供給電圧に変更されるときを含みます。）は，62（引込線の接続），63（計量器等の取付け），64（通信設備等の施設）または 66（電流制限器等の取付け）によって実費を申し受ける場合を除き，当社は，その工事費の全額を工事費負担金として契約者から申し受けます。
ロ　44（託送供給等にともなう協力）によって供給地点への供給設備を新たに施設または変更する場合には，当社は，その工事費の全額を工事費負担金として契約者から申し受けます。	ロ　44（託送供給等にともなう協力）によって供給地点への供給設備を新たに施設または変更する場合には，当社は，その工事費の全額を工事費負担金として契約者から申し受けます。
(4)　工事費の算定	(4)　工事費の算定
(2)および(3)の場合の工事費は，次により算定いたします。	(2)および(3)の場合の工事費は，次により算定いたします。
イ　工事費は，契約者が標準設計をこえる設計によることを希望される場合を除き，標準設計工事費とし，工事費負担金の対象となる当社の供給設備の工事に要する材料費，工費および諸掛り（測量監督費，諸経費，補償費，建設分担関連費およびその他の費用を含みます。）の合計額といたします。 なお，撤去工事がある場合は，その合計額から撤去後の資材の残存価額を差し引いた金額に，撤去する場合の諸工費（諸掛りを含みます。）を加えた金額といたします。 また，算定にあたっては，次のとおりといたします。	イ　工事費は，契約者が標準設計をこえる設計によることを希望される場合を除き，標準設計工事費とし，工事費負担金の対象となる当社の供給設備の工事に要する材料費，工費および諸掛り（測量監督費，諸経費，補償費，建設分担関連費およびその他の費用を含みます。）の合計額といたします。 なお，撤去工事がある場合は，その合計額から撤去後の資材の残存価額を差し引いた金額に，撤去する場合の諸工費（諸掛りを含みます。）を加えた金額といたします。 また，算定にあたっては，次のとおりといたします。
(イ)　材料費は，払出時の単価（電気事業会計規則に定められた方法によって算出した貯蔵品の払出単価等をいいます。）によって算定いたします。	(イ)　材料費は，払出時の単価（電気事業会計規則に定められた方法によって算出した貯蔵品の払出単価等をいいます。）によって算定いたします。
(ロ)　土地費は，工事費に含みません。ただし，架空供給側接続設備の経過地に当社が地役権を設定する場合は，その設定にともなう費用（地役権の登記に要する費用を除きます。）の 50 パーセントに相当する金額を工事費に含みます。	(ロ)　土地費は，工事費に含みません。ただし，架空供給側接続設備の経過地に当社が地役権を設定する場合は，その設定にともなう費用（地役権の登記に要する費用を除きます。）の 50 パーセントに相当する金額を工事費に含みます。
(ハ)　架空供給側接続設備の経過地に建造物の構築，竹木の植栽等架空供給側接続設備に支障を及ぼす行為を行なわないことを条件とする補償契約を締結する場合は，その線下補償費の 50 パーセントに相当する金額を工事費に含みます。	(ハ)　架空供給側接続設備の経過地に建造物の構築，竹木の植栽等架空供給側接続設備に支障を及ぼす行為を行なわないことを条件とする補償契約を締結する場合は，その線下補償費の 50 パーセントに相当する金額を工事費に含みます。
(ニ)　残地補償費は，補償費と明らかに区分されている場合に限り，工事費に含みます。	(ニ)　残地補償費は，補償費と明らかに区分されている場合に限り，工事費に含みます。
(ホ)　建設分担関連費は，電気事業会計規則等に定められた電気事業固定資産に振り替えられる範囲に限り，工事費に含みます。	(ホ)　建設分担関連費は，電気事業会計規則等に定められた電気事業固定資産に振り替えられる範囲に限り，工事費に含みます。
(ヘ)　契約者の希望により暫定的に利用される供給設備を施設する場合の工事費は，73（臨時工事費）に準じて算定いたします。	(ヘ)　契約者の希望により暫定的に利用される供給設備を施設する場合の工事費は，73（臨時工事費）に準じて算定いたします。
ロ　契約者が標準設計をこえる設計によることを希望される場合の工事費は，イに準じて算定いたします。	ロ　契約者が標準設計をこえる設計によることを希望される場合の工事費は，イに準じて算定いたします。
ハ　低圧または高圧で供給する場合で，(2)イ(イ)に該当し，かつ，その工事費を(1)イ(イ)に定める超過こう長 1 メートル当たりの金額にもとづいて算定することが適当と認められるときは，イおよびロにかかわらず，標準設計をこえる設計で施設される供給設備の工事費および標準設計工事費をいずれも(1)イ(イ)にもとづいて算定いたします。この場合，超過こう長 1 メートル当たりの金額を新たに施設される供給側接続設備の全工事こう長に適用して工事費を算定いたします。	ハ　低圧または高圧で供給する場合で，(2)イ(イ)に該当し，かつ，その工事費を(1)イ(イ)に定める超過こう長 1 メートル当たりの金額にもとづいて算定することが適当と認められるときは，イおよびロにかかわらず，標準設計をこえる設計で施設される供給設備の工事費および標準設計工事費をいずれも(1)イ(イ)にもとづいて算定いたします。この場合，超過こう長 1 メートル当たりの金額を新たに施設される供給側接続設備の全工事こう長に適用して工事費を算定いたします。

変更前（令和6年10月1日実施）	変更後（令和7年4月1日実施）
ニ　当社が将来の需要を考慮してあらかじめ施設した鉄塔，管路等を利用して供給する場合は，新たに施設される電線路に必要とされる回線数，管路孔数等に応じて次により算定した金額を電線路の工事費に算入いたします。	ニ　当社が将来の需要を考慮してあらかじめ施設した鉄塔，管路等を利用して供給する場合は，新たに施設される電線路に必要とされる回線数，管路孔数等に応じて次により算定した金額を電線路の工事費に算入いたします。
(イ)　鉄塔を利用して電気を供給する場合 工事費×$\frac{\text{使用回線数}}{\text{施設回線数}}$	(イ)　鉄塔を利用して電気を供給する場合 工事費×$\frac{\text{使用回線数}}{\text{施設回線数}}$
(ロ)　管路等を利用して電気を供給する場合 工事費×$\frac{\text{使用孔数}}{\text{施設孔数－予備孔数}}$	(ロ)　管路等を利用して電気を供給する場合 工事費×$\frac{\text{使用孔数}}{\text{施設孔数－予備孔数}}$
ホ　当社が特別高圧で供給する電気について，使用開始後3年以内の供給設備を利用する場合は，新たに利用される部分を新たに施設される供給側接続設備とみなします。 なお，この場合の工事費は，(1)ロ(イ)aに準じて算定いたします。	ホ　当社が特別高圧で供給する電気について，使用開始後3年以内の供給設備を利用する場合は，新たに利用される部分を新たに施設される供給側接続設備とみなします。 なお，この場合の工事費は，(1)ロ(イ)aに準じて算定いたします。
ヘ　(2)ロの場合の工事費は，次のとおりといたします。	ヘ　(2)ロの場合（特別高圧で供給する場合は，標準電圧30,000ボルトまたは60,000ボルトで当社が供給するときに限ります。）の工事費は，次のとおりといたします。
(イ)　高圧で供給する場合 (1)イ(イ)に定める超過こう長1メートル当たりの金額にもとづいて算定することが適当と認められる場合は，イまたはロにかかわらず，その工事費を(1)イ(イ)にもとづいて算定いたします。この場合，超過こう長1メートル当たりの金額を新たに施設される供給側接続設備の全工事こう長に適用して算定いたします。	(イ)　高圧で供給する場合 (1)イ(イ)に定める超過こう長1メートル当たりの金額にもとづいて算定することが適当と認められる場合は，イまたはロにかかわらず，その工事費を(1)イ(イ)にもとづいて算定いたします。この場合，超過こう長1メートル当たりの金額を新たに施設される供給側接続設備の全工事こう長に適用して算定いたします。
(ロ)　特別高圧で供給する場合 契約者が標準設計をこえる設計によることを希望される場合を除き，イにかかわらず，(1)ロ(イ)aおよび(ロ)によって算定いたします。 なお，21（予備送電サービス）によって当社が供給する場合で，供給側接続設備（専用供給設備および予備供給設備を除きます。）と予備供給設備とをあわせて施設するときの予備供給設備の工事費は，(1)ロ(イ)aの該当欄の単価の20パーセントを適用して算定いたします。	(ロ)　特別高圧で供給する場合 契約者が標準設計をこえる設計によることを希望される場合を除き，イにかかわらず，(1)ロ(イ)aおよび(ロ)によって算定いたします。 なお，21（予備送電サービス）によって当社が供給する場合で，供給側接続設備（専用供給設備および予備供給設備を除きます。）と予備供給設備とをあわせて施設するときの予備供給設備の工事費は，(1)ロ(イ)aの該当欄の単価の20パーセントを適用して算定いたします。
ト　低圧または高圧で供給する場合で，工事費を当社が定める単位当たりの金額にもとづいて算定することが適当と認められるとき（ハおよびヘ(イ)の場合を除きます。）は，イまたはロにかかわらず，工事費を当該金額にもとづいて算定いたします。	ト　低圧または高圧で供給する場合で，工事費を当社が定める単位当たりの金額にもとづいて算定することが適当と認められるとき（ハおよびヘ(イ)の場合を除きます。）は，イまたはロにかかわらず，工事費を当該金額にもとづいて算定いたします。
(5)　特例区域等の契約者が新たに接続供給を開始し，または接続送電サービス契約電力等を増加される場合（新たに接続供給を開始される場合で，当該接続供給を開始される前から引き続き当社の供給設備を利用され，かつ，下位の供給電圧に変更されるときを除きます。）で，これにともない当社が新たに供給地点への供給設備を施設するときには，当社は，(1)または(2)にかかわらず，その工事費の全額を工事費負担金として契約者から申し受けます。 なお，この場合の工事費負担金は，(2)の場合に準じて算定いたします。	(5)　特例区域等の契約者が新たに接続供給を開始し，または接続送電サービス契約電力等を増加される場合（新たに接続供給を開始される場合で，当該接続供給を開始される前から引き続き当社の供給設備を利用され，かつ，下位の供給電圧に変更されるときを除きます。）で，これにともない当社が新たに供給地点への供給設備を施設するときには，当社は，(1)または(2)にかかわらず，その工事費の全額を工事費負担金として契約者から申し受けます。 なお，この場合の工事費負担金は，(2)の場合に準じて算定いたします。
(6)　分割接続供給の場合の供給地点への供給設備の工事費負担金は，(1)，(2)，(3)または(5)に準じて算定し，双方の契約者と当社との協議のうえ，一方または双方の契約者から申し受けます。この場合，工事費負担金の算定上，1供給地点につき，1接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービス契約電力を接続送電サービ	(6)　分割接続供給の場合の供給地点への供給設備の工事費負担金は，(1)，(2)，(3)または(5)に準じて算定し，双方の契約者と当社との協議のうえ，一方または双方の契約者から申し受けます。この場合，工事費負担金の算定上，1供給地点につき，1接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービス契約電力を接続送電サービ

変更前（令和6年10月1日実施）	変更後（令和7年4月1日実施）
ス契約電力とみなします。	ス契約電力とみなします。
71　工事費負担金の申受けおよび精算	**71　工事費負担金の申受けおよび精算**
(1)　当社は，工事費負担金を原則として工事着手前に契約者または発電契約者から申し受けます。 なお，9（検討および契約の申込み）(4)にもとづき系統連系保証金を申し受けた場合は，系統連系保証金を工事費負担金に充当いたします。	(1)　当社は，工事費負担金を原則として工事着手前に契約者または発電契約者から申し受けます。 なお，9（検討および契約の申込み）(4)にもとづき系統連系保証金を申し受けた場合または51（契約の変更）(6)ハにもとづき混雑緩和プロセスに関する保証金を申し受けた場合は，系統連系保証金または混雑緩和プロセスに関する保証金を工事費負担金に充当いたします。
(2)　工事費負担金は，次の場合には，工事完成後すみやかに精算するものといたします。 イ　70（供給地点への供給設備の工事費負担金）(1)にもとづき算定される場合は，次に該当するとき。 (イ)　設計変更等により，架空供給側接続設備または地中供給側接続設備のいずれかの工事こう長の変更の差異が5パーセントをこえる場合 (ロ)　その他特別の事情により，工事費負担金に差異が生じた場合 ロ　67（受電地点への供給設備の工事費負担金），68（受電用計量器等の工事費負担金），69（会社間連系設備の工事費負担金），70（供給地点への供給設備の工事費負担金）(2)（70〔供給地点への供給設備の工事費負担金〕(1)の超過こう長1メートル当たりの金額にもとづいて工事費を算定する場合は，イに準ずるものといたします。）および70（供給地点への供給設備の工事費負担金）(3)にもとづき算定される場合は，次に該当するとき。 (イ)　低圧または高圧で受電または供給する場合 a　設計変更により，電柱（鉄塔，鉄柱を含みます。），電線および変圧器等の主要材料の規格が変更となる場合，または主要材料の数量の変更（低圧引込線を除きます。）の差異が5パーセントをこえる場合 b　設計時と払出時との間で材料費の単価に変動が生じた場合（設計から払出しまでの期間が短いときを除きます。） c　その他特別の事情により，工事費負担金に著しい差異が生じた場合 (ロ)　特別高圧で受電または供給する場合 原則としてすべての場合	(2)　工事費負担金は，次の場合には，工事完成後すみやかに精算するものといたします。 イ　70（供給地点への供給設備の工事費負担金）(1)にもとづき算定される場合は，次に該当するとき。 (イ)　設計変更等により，架空供給側接続設備または地中供給側接続設備のいずれかの工事こう長の変更の差異が5パーセントをこえる場合 (ロ)　その他特別の事情により，工事費負担金に差異が生じた場合 ロ　67（受電地点への供給設備の工事費負担金），68（受電用計量器等の工事費負担金），69（会社間連系設備の工事費負担金），70（供給地点への供給設備の工事費負担金）(2)（70〔供給地点への供給設備の工事費負担金〕(1)の超過こう長1メートル当たりの金額にもとづいて工事費を算定する場合は，イに準ずるものといたします。）および70（供給地点への供給設備の工事費負担金）(3)にもとづき算定される場合は，次に該当するとき。 (イ)　低圧または高圧で受電または供給する場合 a　設計変更により，電柱（鉄塔，鉄柱を含みます。），電線および変圧器等の主要材料の規格が変更となる場合，または主要材料の数量の変更（低圧引込線を除きます。）の差異が5パーセントをこえる場合 b　設計時と払出時との間で材料費の単価に変動が生じた場合（設計から払出しまでの期間が短いときを除きます。） c　その他特別の事情により，工事費負担金に著しい差異が生じた場合 (ロ)　特別高圧で受電または供給する場合 原則としてすべての場合
(3)　当社は，工事費負担金を申し受けて施設した受電側接続設備または供給側接続設備の全部または一部を他の契約者または発電契約者と共用する供給設備として利用することがあります。 なお，当社が特別高圧で受電または供給する電気について，その利用が供給設備の使用開始後3年以内に行なわれる場合で，その受電側接続設備または供給側接続設備を使用開始したときにさかのぼって2以上の契約者または発電契約者が共用する供給設備として算定した場合の工事費負担金が既に申し受けた工事費負担金を下回るときは，その差額をお返しいたします。	(3)　当社は，工事費負担金を申し受けて施設した受電側接続設備または供給側接続設備の全部または一部を他の契約者または発電契約者と共用する供給設備として利用することがあります。 なお，当社が特別高圧で受電または供給する電気について，その利用が供給設備の使用開始後3年以内に行なわれる場合で，その受電側接続設備または供給側接続設備を使用開始したときにさかのぼって2以上の契約者または発電契約者が共用する供給設備として算定した場合の工事費負担金が既に申し受けた工事費負担金を下回るときは，その差額をお返しいたします。
(4)　当社は，67（受電地点への供給設備の工事費負担金）(2)イ(ハ)に定める供給設備の全部または一部を他の契約者または発電契約者と共用する供給設備として利用することがあります。 なお，当社が受電する電気または特別高圧で供給する電気について，その利用が供給設備の使用開始後3年以内に行なわれる場合で，その供給設備を使用開始したときにさかのぼって2以上の契約者または発電契約者が共用する供給設備として算定した場合の工事費負担金が既に申し受けた工事費負担金を下回るときは，原則としてその差額をお返しいたします。	(4)　当社は，67（受電地点への供給設備の工事費負担金）(2)イ(ハ)に定める供給設備の全部または一部を他の契約者または発電契約者と共用する供給設備として利用することがあります。 なお，当社が受電する電気または特別高圧で供給する電気について，その利用が供給設備の使用開始後3年以内に行なわれる場合で，その供給設備を使用開始したときにさかのぼって2以上の契約者または発電契約者が共用する供給設備として算定した場合の工事費負担金が既に申し受けた工事費負担金を下回るときは，原則としてその差額をお返しいたします。

変更前（令和6年10月1日実施）	変更後（令和7年4月1日実施）
(5)　当社は，契約者または発電契約者の承諾をえて，専用供給設備を専用供給設備以外の供給設備に変更することがあります。 なお，その変更が供給設備の使用開始後10年以内に行なわれる場合は，その専用供給設備を使用開始したときにさかのぼって専用供給設備以外の供給設備として算定した工事費負担金と既に申し受けた工事費負担金との差額をお返しいたします。	(5)　当社は，契約者または発電契約者の承諾をえて，専用供給設備を専用供給設備以外の供給設備に変更することがあります。 なお，その変更が供給設備の使用開始後10年以内に行なわれる場合は，その専用供給設備を使用開始したときにさかのぼって専用供給設備以外の供給設備として算定した工事費負担金と既に申し受けた工事費負担金との差額をお返しいたします。
(6)　低圧または高圧で供給する場合，居住用の分譲地として整備された地域等において，原則として1年以内にすべての建物が施設される場合で，すべての供給地点について2以上の契約者が共同して申込みをされたときまたはすべての供給地点について契約者から申込みがあり，かつ，一括して工事費負担金を算定することを希望されるときには，当社は，施設を予定しているすべての建物に対する工事こう長のうち無償こう長に供給地点の数の70パーセントの値を乗じてえた値をこえる部分を超過こう長として算定される70（供給地点への供給設備の工事費負担金）(1)の工事費負担金を当初に申し受けます。 また，工事費負担金契約書（74〔工事費等に関する契約書の作成〕に定める工事費等に関する契約書をいいます。）に定める期日に既に供給を開始している供給地点の数により工事費負担金を精算いたします。この場合の精算の対象となる工事こう長は，共同して申込みをされた供給地点の数と供給を開始した供給地点の数とが異なる場合であっても，施設された供給設備に応じたものといたします。	(6)　低圧または高圧で供給する場合，居住用の分譲地として整備された地域等において，原則として1年以内にすべての建物が施設される場合で，すべての供給地点について2以上の契約者が共同して申込みをされたときまたはすべての供給地点について契約者から申込みがあり，かつ，一括して工事費負担金を算定することを希望されるときには，当社は，施設を予定しているすべての建物に対する工事こう長のうち無償こう長に供給地点の数の70パーセントの値を乗じてえた値をこえる部分を超過こう長として算定される70（供給地点への供給設備の工事費負担金）(1)の工事費負担金を当初に申し受けます。 また，工事費負担金契約書（74〔工事費等に関する契約書の作成〕に定める工事費等に関する契約書をいいます。）に定める期日に既に供給を開始している供給地点の数により工事費負担金を精算いたします。この場合の精算の対象となる工事こう長は，共同して申込みをされた供給地点の数と供給を開始した供給地点の数とが異なる場合であっても，施設された供給設備に応じたものといたします。
72　供給開始に至らないで契約を廃止または変更される場合の費用の申受け (1)　託送供給開始に至らないで接続供給契約または振替供給契約を廃止または変更される場合 供給設備の一部または全部を施設した後，契約者または需要者の都合によって託送供給の開始に至らないで接続供給契約または振替供給契約を廃止または変更される場合は，当社は，要した費用の実費を契約者から申し受けます。 なお，実際に供給設備の工事を行なわなかった場合であっても，測量監督等に費用を要したときは，その実費を契約者から申し受けます。 また，分割接続供給の場合は，要した費用の実費を双方の契約者と当社との協議のうえ，一方または双方の契約者から申し受けます。	**72　供給開始に至らないで契約を廃止または変更される場合等の費用の申受け** (1)　託送供給開始に至らないで接続供給契約または振替供給契約を廃止または変更される場合 供給設備の一部または全部を施設した後，契約者または需要者の都合によって託送供給の開始に至らないで接続供給契約または振替供給契約を廃止または変更される場合は，当社は，要した費用の実費を契約者から申し受けます。 なお，実際に供給設備の工事を行なわなかった場合であっても，測量監督等に費用を要したときは，その実費を契約者から申し受けます。 また，分割接続供給の場合は，要した費用の実費を双方の契約者と当社との協議のうえ，一方または双方の契約者から申し受けます。
(2)　発電量調整供給開始に至らないで発電量調整供給契約を廃止または変更される場合 供給設備の一部または全部を施設した後，発電契約者または発電者の都合によって発電量調整供給の開始に至らないで発電量調整供給契約を廃止または変更される場合等は，当社は，要した費用の実費を発電契約者から申し受けます。ただし，発電契約者との間で電源接続案件一括検討プロセスにもとづき工事費負担金補償金を定める場合は，供給設備の工事を行なう前であっても，原則としてその金額を発電契約者から申し受けます。 なお，電力広域的運営推進機関送配電等業務指針に定める保証金を返還する事情に該当する場合は，当社は，系統連系保証金をお返しいたします。 また，実際に供給設備の工事を行なわなかった場合であっても，測量監督等に費用を要したときは，その実費を発電契約者から申し受けます。	(2)　発電量調整供給開始に至らないで発電量調整供給契約を廃止または変更される場合 供給設備の一部または全部を施設した後，発電契約者または発電者の都合によって発電量調整供給の開始に至らないで発電量調整供給契約を廃止または変更される場合等は，当社は，要した費用の実費を発電契約者から申し受けます。ただし，発電契約者との間で電源接続案件一括検討プロセスにもとづき工事費負担金補償金を定める場合は，供給設備の工事を行なう前であっても，原則としてその金額を発電契約者から申し受けます。 なお，電力広域的運営推進機関送配電等業務指針に定める保証金を返還する事情に該当する場合は，当社は，系統連系保証金をお返しいたします。 また，実際に供給設備の工事を行なわなかった場合であっても，測量監督等に費用を要したときは，その実費を発電契約者から申し受けます。
	(3)　混雑緩和プロセスにともなう供給設備の変更を中止される場合等の費用の申受け 混雑緩和プロセスにともない供給設備の一部または全部を変更した後，発電契約者または発電者の都合によって供給設備の変更を中止される場合等は，当社は，要した費用の実費を発電契約者から申し受けます。ただ

変更前（令和6年10月1日実施）	変更後（令和7年4月1日実施）
	し，発電契約者との間で混雑緩和プロセスにもとづき工事費負担金補償金を定める場合は，供給設備の工事を行なう前であっても，原則としてその金額を発電契約者から申し受けます。 なお，電力広域的運営推進機関送配電等業務指針に定める混雑緩和プロセスに関する保証金を返還する事情に該当する場合は，当社は，混雑緩和プロセスに関する保証金をお返しいたします。 また，実際に供給設備の工事を行なわなかった場合であっても，測量監督等に費用を要したときは，その実費を発電契約者から申し受けます。
73　臨時工事費 (1)　20（臨時接続送電サービス）によって供給する場合で，これにともない新たに供給設備を施設するときには，当社は，新たに施設する供給設備の工事費にその設備を撤去する場合の諸工費（諸掛りを含みます。）を加えた金額から，その撤去後の資材の残存価額を差し引いた金額を，臨時工事費として，契約者から，原則として工事着手前に申し受けます。 なお，低圧または高圧で供給する場合，撤去後の資材の残存価額は，変圧器，開閉器等の機器についてはその価額の95パーセント，その他の設備についてはその価額の50パーセントといたします。 また，特別高圧で供給する場合，原則として，撤去後の資材のうち変圧器，開閉器等の機器については，契約使用期間1月（1月未満は，1月といたします。）につきその価額の1パーセントを差し引いた金額を残存価額といたします。 (2)　臨時工事費を申し受ける場合は，70（供給地点への供給設備の工事費負担金）の工事費負担金は申し受けません。 (3)　低圧または高圧で供給する場合，新たに施設する供給設備のうち，当社が将来の需要等を考慮して常置し，かつ，無償こう長に相当する部分については臨時工事費を申し受けません。 (4)　分割接続供給の場合の臨時工事費は，(1)または(3)に準じて算定し，双方の契約者と当社との協議のうえ，一方または双方の契約者から申し受けます。 (5)　臨時工事費の精算は，71（工事費負担金の申受けおよび精算）(2)ロの場合に準ずるものといたします。	**73　臨時工事費** (1)　20（臨時接続送電サービス）によって供給する場合で，これにともない新たに供給設備を施設するときには，当社は，新たに施設する供給設備の工事費にその設備を撤去する場合の諸工費（諸掛りを含みます。）を加えた金額から，その撤去後の資材の残存価額を差し引いた金額を，臨時工事費として，契約者から，原則として工事着手前に申し受けます。 なお，低圧または高圧で供給する場合，撤去後の資材の残存価額は，変圧器，開閉器等の機器についてはその価額の95パーセント，その他の設備についてはその価額の50パーセントといたします。 また，特別高圧で供給する場合，原則として，撤去後の資材のうち変圧器，開閉器等の機器については，契約使用期間1月（1月未満は，1月といたします。）につきその価額の1パーセントを差し引いた金額を残存価額といたします。 (2)　臨時工事費を申し受ける場合は，70（供給地点への供給設備の工事費負担金）の工事費負担金は申し受けません。 (3)　低圧または高圧で供給する場合，新たに施設する供給設備のうち，当社が将来の需要等を考慮して常置し，かつ，無償こう長に相当する部分については臨時工事費を申し受けません。 (4)　分割接続供給の場合の臨時工事費は，(1)または(3)に準じて算定し，双方の契約者と当社との協議のうえ，一方または双方の契約者から申し受けます。 (5)　臨時工事費の精算は，71（工事費負担金の申受けおよび精算）(2)ロの場合に準ずるものといたします。
74　工事費等に関する契約書の作成 当社は，契約者もしくは発電契約者が希望される場合または当社が必要とする場合は，工事費等に関する必要な事項について，原則として工事着手前に，契約書を作成いたします。	**74　工事費等に関する契約書の作成** 当社は，契約者もしくは発電契約者が希望される場合または当社が必要とする場合は，工事費等に関する必要な事項について，原則として工事着手前に，契約書を作成いたします。

変更前（令和6年10月1日実施）	変更後（令和7年4月1日実施）
Ⅸ　保　　安	**Ⅸ　保　　安**
75　保安の責任 当社は，受電地点に至るまでの供給設備および供給地点に至るまでの供給設備（当社が所有権を有さない設備を除きます。）ならびに計量器等発電場所内および需要場所内の当社の電気工作物について，保安の責任を負います。	**75　保安の責任** 当社は，受電地点に至るまでの供給設備および供給地点に至るまでの供給設備（当社が所有権を有さない設備を除きます。）ならびに計量器等発電場所内および需要場所内の当社の電気工作物について，保安の責任を負います。
76　保安等に対する発電者および需要者の協力 (1)　次の場合には，発電者または需要者からすみやかにその旨を当社に通知していただきます。この場合には，当社は，ただちに適当な処置をいたします。 イ　発電者または需要者が，引込線，計量器等その発電場所内および需要場所内の当社の電気工作物に異状もしくは故障があり，または異状もしくは故障が生ずるおそれがあると認めた場合 ロ　発電者または需要者が，発電者または需要者の電気工作物に異状もしくは故障があり，または異状もしくは故障が生ずるおそれがあり，それが当社の供給設備に影響を及ぼすおそれがあると認めた場合 (2)　発電者または需要者が，当社の供給設備を使用しないことが明らかな場合で，当社が保安上必要と認めるときは，その期間について，当社は，(1)に準じて，適当な処置をいたします。 (3)　発電者または需要者が，当社の供給設備に直接影響を及ぼすような物件の設置，変更または修繕工事をされる場合および物件の設置，変更または修繕工事をされた後，その物件が当社の供給設備に直接影響を及ぼすこととなった場合には，その内容を当社に通知していただきます。この場合において，保安上とくに必要があるときには，当社は，発電者または需要者にその内容の変更をしていただくことがあります。 (4)　当社は，必要に応じて，託送供給または発電量調整供給の開始に先立ち，接続供給電力または発電量調整受電電力をしゃ断する開閉器の操作方法等について，発電者および需要者と協議を行ないます。	**76　保安等に対する発電者および需要者の協力** (1)　次の場合には，発電者または需要者からすみやかにその旨を当社に通知していただきます。この場合には，当社は，ただちに適当な処置をいたします。 イ　発電者または需要者が，引込線，計量器等その発電場所内および需要場所内の当社の電気工作物に異状もしくは故障があり，または異状もしくは故障が生ずるおそれがあると認めた場合 ロ　発電者または需要者が，発電者または需要者の電気工作物に異状もしくは故障があり，または異状もしくは故障が生ずるおそれがあり，それが当社の供給設備に影響を及ぼすおそれがあると認めた場合 (2)　発電者または需要者が，当社の供給設備を使用しないことが明らかな場合で，当社が保安上必要と認めるときは，その期間について，当社は，(1)に準じて，適当な処置をいたします。 (3)　発電者または需要者が，当社の供給設備に直接影響を及ぼすような物件の設置，変更または修繕工事をされる場合および物件の設置，変更または修繕工事をされた後，その物件が当社の供給設備に直接影響を及ぼすこととなった場合には，その内容を当社に通知していただきます。この場合において，保安上とくに必要があるときには，当社は，発電者または需要者にその内容の変更をしていただくことがあります。 (4)　当社は，必要に応じて，託送供給または発電量調整供給の開始に先だち，接続供給電力または発電量調整受電電力をしゃ断する開閉器の操作方法等について，発電者および需要者と協議を行ないます。
77　調　　査 (1)　当社は，法令で定めるところにより，需要者の電気工作物が技術基準に適合しているかどうかを調査いたします。 なお，需要者のお求めに応じ，係員は，所定の証明書を提示いたします。 (2)　調査は，次の事項について行ないます。ただし，必要がないと認められる場合には，その一部を省略することがあります。 イ　絶縁抵抗値または漏えい電流値の測定 ロ　接地抵抗値の測定 ハ　点　　検 (3)　当社は，(1)の調査の結果，技術基準に適合していると認めるときはその旨を，適合していないと認めるときは技術基準に適合させるためにとるべき措置およびその措置をとらなかった場合に生ずると予想される結果を，需要者にお知らせいたします。 なお，調査結果の通知は，調査年月日，係員，調査についての照会先等を記載した文書等により，原則とし	**77　調　　査** (1)　当社は，法令で定めるところにより，需要者の電気工作物が技術基準に適合しているかどうかを調査いたします。 なお，需要者のお求めに応じ，係員は，所定の証明書を提示いたします。 (2)　調査は，次の事項について行ないます。ただし，必要がないと認められる場合には，その一部を省略することがあります。 イ　絶縁抵抗値または漏えい電流値の測定 ロ　接地抵抗値の測定 ハ　点　　検 (3)　当社は，(1)の調査の結果，技術基準に適合していると認めるときはその旨を，適合していないと認めるときは技術基準に適合させるためにとるべき措置およびその措置をとらなかった場合に生ずると予想される結果を，需要者にお知らせいたします。 なお，調査結果の通知は，調査年月日，係員，調査についての照会先等を記載した文書等により，原則とし

変更前（令和6年10月1日実施）	変更後（令和7年4月1日実施）
て調査時に行ないます。	て調査時に行ないます。
78　調査等の委託 (1)　当社は，77（調査）の業務の全部または一部を経済産業大臣の登録を受けた調査機関（以下「登録調査機関」といいます。）に委託することがあります。 (2)　当社は，(1)によって委託した場合には，委託先の名称，所在地および委託した業務内容等を記載した文書等により，需要者にお知らせいたします。	**78　調査等の委託** (1)　当社は，77（調査）の業務の全部または一部を経済産業大臣の登録を受けた調査機関（以下「登録調査機関」といいます。）に委託することがあります。 (2)　当社は，(1)によって委託した場合には，委託先の名称，所在地および委託した業務内容等を記載した文書等により，需要者にお知らせいたします。
79　調査に対する需要者の協力 (1)　需要者が電気工作物の変更の工事を行なった場合には，その工事が完成したとき，すみやかにその旨を当社または登録調査機関に通知していただきます。 (2)　当社は，77（調査）(1)により調査を行なうにあたり，必要があるときは，需要者の承諾をえて電気工作物の配線図を提示していただきます。	**79　調査に対する需要者の協力** (1)　需要者が電気工作物の変更の工事を行なった場合には，その工事が完成したとき，すみやかにその旨を当社または登録調査機関に通知していただきます。 (2)　当社は，77（調査）(1)により調査を行なうにあたり，必要があるときは，需要者の承諾をえて電気工作物の配線図を提示していただきます。
80　検査または工事の受託 (1)　低圧で供給する場合，契約者または需要者は，保安上必要な電気工作物の検査を当社に申し込むことができます。 (2)　(1)の申込みを受けた場合には，当社は，すみやかに検査を行ないます。この場合には，当社は，検査料として実費相当額を申し受けます。ただし，軽易なものについては，無料とすることがあります。 (3)　低圧で供給する場合，契約者または需要者は，保安上必要な電気工作物の工事を当社に申し込むことができます。 (4)　(3)の申込みを受けた場合には，当社は，できる限りこれを受託いたします。受託したときには，当社は，実費を申し受けます。ただし，電線被覆損傷箇所のテープ巻き等の軽易なものについては，材料費（消耗品を除きます。）のみを申し受けます。	**80　検査または工事の受託** (1)　低圧で供給する場合，契約者または需要者は，保安上必要な電気工作物の検査を当社に申し込むことができます。 (2)　(1)の申込みを受けた場合には，当社は，すみやかに検査を行ないます。この場合には，当社は，検査料として実費相当額を申し受けます。ただし，軽易なものについては，無料とすることがあります。 (3)　低圧で供給する場合，契約者または需要者は，保安上必要な電気工作物の工事を当社に申し込むことができます。 (4)　(3)の申込みを受けた場合には，当社は，できる限りこれを受託いたします。受託したときには，当社は，実費を申し受けます。ただし，電線被覆損傷箇所のテープ巻き等の軽易なものについては，材料費（消耗品を除きます。）のみを申し受けます。
81　自家用電気工作物 需要者の電気工作物のうち自家用電気工作物については，この約款のうち次のものは，適用いたしません。 (1)　77（調査） (2)　78（調査等の委託） (3)　79（調査に対する需要者の協力） (4)　80（検査または工事の受託）	**81　自家用電気工作物** 需要者の電気工作物のうち自家用電気工作物については，この約款のうち次のものは，適用いたしません。 (1)　77（調査） (2)　78（調査等の委託） (3)　79（調査に対する需要者の協力） (4)　80（検査または工事の受託）

変更前（令和６年 10 月１日実施）	変更後（令和７年４月１日実施）
附　　則	**附　　則**
１　実　施　期　日 この約款は，令和６年 10 月１日から実施いたします。	**１　実　施　期　日** この約款は，令和７年４月１日から実施いたします。
２　受電電気方式，供給電気方式，受電電圧および供給電圧についての特別措置 受電電気方式，供給電気方式，受電電圧および供給電圧については，当社の供給設備の都合でやむをえない場合には，当分の間，本則にかかわらず交流３相３線式標準電圧 3,000 ボルト，交流単相２線式標準電圧 6,000 ボルトまたは交流３相３線式標準電圧 20,000 ボルトで託送供給等を行なうことがあります。この場合において，料金その他の供給条件は，交流３相３線式標準電圧 3,000 ボルトまたは交流単相２線式標準電圧 6,000 ボルトで託送供給等を行なうときには高圧で託送供給等を行なう場合に，また，交流３相３線式標準電圧 20,000 ボルトで託送供給等を行なうときには標準電圧 30,000 ボルトで託送供給等を行なう場合に準ずるものといたします。	**２　受電電気方式，供給電気方式，受電電圧および供給電圧についての特別措置** 受電電気方式，供給電気方式，受電電圧および供給電圧については，当社の供給設備の都合でやむをえない場合には，当分の間，本則にかかわらず交流３相３線式標準電圧 3,000 ボルト，交流単相２線式標準電圧 6,000 ボルトまたは交流３相３線式標準電圧 20,000 ボルトで託送供給等を行なうことがあります。この場合において，料金その他の供給条件は，交流３相３線式標準電圧 3,000 ボルトまたは交流単相２線式標準電圧 6,000 ボルトで託送供給等を行なうときには高圧で託送供給等を行なう場合に，また，交流３相３線式標準電圧 20,000 ボルトで託送供給等を行なうときには標準電圧 30,000 ボルトで託送供給等を行なう場合に準ずるものといたします。
３　揚水発電設備等が設置された需要場所に接続供給を行なう場合の特別措置 (1)に定める適用範囲に該当する接続供給契約で，あらかじめ契約者から申出がある場合は，料金および必要となるその他の供給条件は次のとおりといたします。 (1)　適 用 範 囲 イ　揚水発電設備または蓄電池（以下「揚水発電設備等」といいます。）が設置された需要場所に供給され揚水または蓄電された接続供給に係る電気が，当該需要場所以外の需要場所に託送供給される場合であること。 ロ　イの接続供給に係る電気と，それ以外の電気（揚水発電設備等が設置された需要場所内で使用される電気や揚水発電設備等が設置された需要場所内で発電または放電された電気等をいいます。）とを，物理的に区分する等，何らかの方法で明確に区分が可能となるよう措置されており，(イ)および(ロ)を明確に区分して定めることが可能であること。ただし，技術上，経済上，やむをえない場合等特別の事情がある場合は，(イ)および(ロ)をあらかじめ契約者と当社との協議により定めることがあります。 (イ)　当該供給地点におけるイの接続供給に係る電気に相当する最大電力（キロワット），最大電流（アンペア）または最大容量（キロボルトアンペア）（以下「揚水最大電力等」といいます。）およびそれ以外の電気の最大電力，最大電流または最大容量（以下「その他最大電力等」といいます。） (ロ)　当該供給地点におけるイの接続供給に係る電気に相当する電力量（以下「揚水等接続供給電力量」といいます。）およびそれ以外の電気の電力量（以下「その他接続供給電力量」といいます。） ハ　イおよびロにおける揚水発電設備等については，あらかじめ定められた順序または手続き等にしたがって揚水または蓄電および発電または放電を制御することが可能なものであること。 (2)　接続送電サービス料金または臨時接続送電サービス料金 接続送電サービス料金または臨時接続送電サービス料金は，供給地点ごとに，あらかじめ１年ごとに契約者と当社との協議により揚水発電設備等における揚水または蓄電および発電等に係る電気の損失率（以下「揚水等損失率」といいます。）を定め，19（接続送電サービス）(3)イ(ロ)ｃ，(ハ)ｃ，(ニ)ｃ，(ホ)ｃ，(ヘ)ｃ，(ト)ｃ，ロ(イ)ｃ，(ロ)ｃ，(ハ)ｃ，ハ(イ)ｃ，(ロ)ｃもしくは(ハ)ｃ，または，20（臨時接続送電サービス）(3)イ(ロ)ｃ，	**３　揚水発電設備等が設置された需要場所に接続供給を行なう場合の特別措置** (1)に定める適用範囲に該当する接続供給契約で，あらかじめ契約者から申出がある場合は，料金および必要となるその他の供給条件は次のとおりといたします。 (1)　適 用 範 囲 イ　揚水発電設備等が設置された需要場所に供給され揚水または蓄電された接続供給に係る電気が，当該需要場所以外の需要場所に託送供給される場合であること。 ロ　イの接続供給に係る電気と，それ以外の電気（揚水発電設備等が設置された需要場所内で使用される電気や揚水発電設備等が設置された需要場所内で発電または放電された電気等をいいます。）とを，物理的に区分する等，何らかの方法で明確に区分が可能となるよう措置されており，(イ)および(ロ)を明確に区分して定めることが可能であること。ただし，技術上，経済上，やむをえない場合等特別の事情がある場合は，(イ)および(ロ)をあらかじめ契約者と当社との協議により定めることがあります。 (イ)　当該供給地点におけるイの接続供給に係る電気に相当する最大電力（キロワット），最大電流（アンペア）または最大容量（キロボルトアンペア）（以下「揚水最大電力等」といいます。）およびそれ以外の電気の最大電力，最大電流または最大容量（以下「その他最大電力等」といいます。） (ロ)　当該供給地点におけるイの接続供給に係る電気に相当する電力量（以下「揚水等接続供給電力量」といいます。）およびそれ以外の電気の電力量（以下「その他接続供給電力量」といいます。） ハ　イおよびロにおける揚水発電設備等については，あらかじめ定められた順序または手続き等にしたがって揚水または蓄電および発電または放電を制御することが可能なものであること。 (2)　接続送電サービス料金または臨時接続送電サービス料金 接続送電サービス料金または臨時接続送電サービス料金は，供給地点ごとに，あらかじめ１年ごとに契約者と当社との協議により揚水発電設備等における揚水または蓄電および発電等に係る電気の損失率（以下「揚水等損失率」といいます。）を定め，19（接続送電サービス）(3)イ(ロ)ｃ，(ハ)ｃ，(ニ)ｃ，(ホ)ｃ，(ヘ)ｃ，(ト)ｃ，ロ(イ)ｃ，(ロ)ｃ，(ハ)ｃ，ハ(イ)ｃ，(ロ)ｃもしくは(ハ)ｃ，または，20（臨時接続送電サービス）(3)イ(ロ)ｃ，

変更前（令和６年10月１日実施）	変更後（令和７年４月１日実施）
㈡ｃ，ロ㈠もしくはハ㈠の適用にあたっては，接続送電サービス料金または臨時接続送電サービス料金の算定上，イ㈠または㈡により，接続供給課金対象電力または接続供給課金対象電力量を定め，接続送電サービス契約電力，接続送電サービス契約電流，接続送電サービス契約容量，臨時接続送電サービス契約電流，臨時接続送電サービス契約容量もしくは臨時接続送電サービス契約電力または接続供給電力量に代えて適用いたします。 なお，高圧または特別高圧で供給する場合で，１年を通じて最大需要電力等が夜間時間に発生するときのピークシフト電力は，19（接続送電サービス）(4)ロにかかわらず，ロといたします。 イ　接続供給課金対象電力または接続供給課金対象電力量 ㈠　接続供給課金対象電力 当該供給地点における接続供給課金対象電力（キロワット）は，次のとおりといたします。ただし，接続供給課金対象電力の算定上，10アンペアを１キロワットと，１キロボルトアンペアを１キロワットとみなします。 接続供給課金対象電力 ＝揚水最大電力等×揚水等損失率＋その他最大電力等 ㈡　接続供給課金対象電力量 当該供給地点における接続供給課金対象電力量は，次のとおりといたします。 接続供給課金対象電力量 ＝揚水等接続供給電力量×揚水等損失率＋その他接続供給電力量 ロ　１年を通じての最大需要電力等が夜間時間に発生する場合のピークシフト電力 高圧または特別高圧で供給する場合のピークシフト電力は，需要者の負荷移行により昼間時間から夜間時間に移行された増分電力をいい，その需要者の接続送電サービス契約電力からその需要者の１年を通じての昼間時間における接続供給電力の最大値を差し引いた値を上限として，夜間時間に移行する負荷設備の容量（キロワット），揚水最大電力等およびその他最大電力等ならびに揚水等損失率等にもとづき，あらかじめ契約者と当社との協議によって定めます。 なお，各月の昼間時間における接続供給電力の最大値の実績等から，ピークシフト電力が不適当と認められる場合には，すみやかにピークシフト電力を適正なものに変更していただきます。 ハ　そ の 他 ㈠　19（接続送電サービス）(3)イ㈠ａに該当する場合は，19（接続送電サービス）(3)イ㈡ａ，㈢ａまたは㈡ａにかかわらず，電灯標準接続送電サービス，電灯時間帯別接続送電サービスまたは電灯従量接続送電サービス（自己等への電気の供給の用に供する接続供給の場合に限ります。）を適用いたします。 ㈡　20（臨時接続送電サービス）(3)イ㈠ａに該当する場合は，20（臨時接続送電サービス）(3)イ㈡ａにかかわらず，電灯臨時接続送電サービスを適用いたします。 ㈢　20（臨時接続送電サービス）(3)イ㈢ａに該当する場合は，20（臨時接続送電サービス）(3)イ㈡ａに	㈡ｃ，ロ㈠もしくはハ㈠の適用にあたっては，接続送電サービス料金または臨時接続送電サービス料金の算定上，イ㈠または㈡により，接続供給課金対象電力または接続供給課金対象電力量を定め，接続送電サービス契約電力，接続送電サービス契約電流，接続送電サービス契約容量，臨時接続送電サービス契約電流，臨時接続送電サービス契約容量もしくは臨時接続送電サービス契約電力または接続供給電力量に代えて適用いたします。 なお，高圧または特別高圧で供給する場合で，１年を通じて最大需要電力等が夜間時間に発生するときのピークシフト電力は，19（接続送電サービス）(4)ロにかかわらず，ロといたします。 イ　接続供給課金対象電力または接続供給課金対象電力量 ㈠　接続供給課金対象電力 当該供給地点における接続供給課金対象電力（キロワット）は，次のとおりといたします。ただし，接続供給課金対象電力の算定上，10アンペアを１キロワットと，１キロボルトアンペアを１キロワットとみなします。 接続供給課金対象電力 ＝揚水最大電力等×揚水等損失率＋その他最大電力等 ㈡　接続供給課金対象電力量 当該供給地点における接続供給課金対象電力量は，次のとおりといたします。 接続供給課金対象電力量 ＝揚水等接続供給電力量×揚水等損失率＋その他接続供給電力量 ロ　１年を通じての最大需要電力等が夜間時間に発生する場合のピークシフト電力 高圧または特別高圧で供給する場合のピークシフト電力は，需要者の負荷移行により昼間時間から夜間時間に移行された増分電力をいい，その需要者の接続送電サービス契約電力からその需要者の１年を通じての昼間時間における接続供給電力の最大値を差し引いた値を上限として，夜間時間に移行する負荷設備の容量（キロワット），揚水最大電力等およびその他最大電力等ならびに揚水等損失率等にもとづき，あらかじめ契約者と当社との協議によって定めます。 なお，各月の昼間時間における接続供給電力の最大値の実績等から，ピークシフト電力が不適当と認められる場合には，すみやかにピークシフト電力を適正なものに変更していただきます。 ハ　そ の 他 ㈠　19（接続送電サービス）(3)イ㈠ａに該当する場合は，19（接続送電サービス）(3)イ㈡ａ，㈢ａまたは㈡ａにかかわらず，電灯標準接続送電サービス，電灯時間帯別接続送電サービスまたは電灯従量接続送電サービス（自己等への電気の供給の用に供する接続供給の場合に限ります。）を適用いたします。 ㈡　20（臨時接続送電サービス）(3)イ㈠ａに該当する場合は，20（臨時接続送電サービス）(3)イ㈡ａにかかわらず，電灯臨時接続送電サービスを適用いたします。 ㈢　20（臨時接続送電サービス）(3)イ㈢ａに該当する場合は，20（臨時接続送電サービス）(3)イ㈡ａに

変更前（令和６年10月１日実施）	変更後（令和７年４月１日実施）
かかわらず，動力臨時接続送電サービスを適用いたします。 (3)　電力および電力量の算定 当社または当社の供給区域で事業を営む配電事業者が指定する系統安定上必要な調整機能を有する揚水発電設備等であって別途当社または当社の供給区域で事業を営む配電事業者と調整に関する契約を締結する設備が設置された需要場所に接続供給を行なう場合で，電気の使用に係る調整を行なうときは，接続対象計画電力量，接続対象計画差対応補給電力量および接続対象計画差対応余剰電力量は，31（電力および電力量の算定）(12)，(22)および(23)にかかわらず，次のとおりといたします。 イ　接続対象計画電力量 接続対象計画電力量は，30分ごとの接続対象電力量の計画値（供給地点が複数ある場合はその合計といたします。）で，契約者があらかじめ電力広域的運営推進機関を通じて当社に通知するものといたします。 なお，当社または当社の供給区域で事業を営む配電事業者が指定する系統安定上必要な調整機能を有する揚水発電設備等であって別途当社または当社の供給区域で事業を営む配電事業者と調整に関する契約を締結する設備が設置された需要場所に接続供給を行なう場合で，電気の使用に係る調整を行なうときは，契約者は，別途，当該供給地点における30分ごとの接続対象電力量の計画値をあらかじめ電力広域的運営推進機関を通じて当社に通知するものといたします。 ロ　接続対象計画差対応補給電力量 接続対象計画差対応補給電力量は，30分ごとの接続対象電力量がその30分における接続対象計画電力量を上回る場合に，30分ごとに，次の式により算定された値といたします。ただし，接続対象計画差対応補給電力量の算定上，当社または当社の供給区域で事業を営む配電事業者が指定する系統安定上必要な調整機能を有する揚水発電設備等であって別途当社または当社の供給区域で事業を営む配電事業者と調整に関する契約を締結する設備が設置された需要場所に接続供給を行なう場合で，電気の使用に係る調整を行なったとき（揚水発電設備等の故障等が発生したときを除きます。）は，31（電力および電力量の算定）(8)にかかわらず，当該供給地点におけるその30分ごとの接続対象電力量の計画値にもとづき算定される当該供給地点におけるその30分ごとの接続供給電力量の計画値を当該供給地点におけるその30分ごとの接続供給電力量とみなし，接続対象電力量を算定いたします。 接続対象計画差対応補給電力量＝接続対象電力量－接続対象計画電力量 ハ　接続対象計画差対応余剰電力量 接続対象計画差対応余剰電力量は，30分ごとの接続対象電力量がその30分における接続対象計画電力量を下回る場合に，30分ごとに，次の式により算定された値といたします。ただし，接続対象計画差対応余剰電力量の算定上，当社または当社の供給区域で事業を営む配電事業者が指定する系統安定上必要な調整機能を有する揚水発電設備等であって別途当社または当社の供給区域で事業を営む配電事業者と調整に関する契約を締結する設備が設置された需要場所に接続供給を行なう場合で，電気の使用に係る調整を行なったとき（揚水発電設備等の故障等が発生したときを除きます。）は，31（電力および電力量の算定）(8)にかかわらず，当該供給地点におけるその30分ごとの接続対象電力量の計画値にもとづき算定される当該供給地点におけるその30分ごとの接続供給電力量の計画値を当該供給地点におけるその30分ごとの接続供給電力量とみ	かかわらず，動力臨時接続送電サービスを適用いたします。 (3)　電力および電力量の算定 当社または当社の供給区域で事業を営む配電事業者が指定する系統安定上必要な調整機能を有する揚水発電設備等であって別途当社または当社の供給区域で事業を営む配電事業者と調整に関する契約を締結する設備が設置された需要場所に接続供給を行なう場合で，電気の使用に係る調整を行なうときは，接続対象計画電力量，接続対象計画差対応補給電力量および接続対象計画差対応余剰電力量は，31（電力および電力量の算定）(12)，(22)および(23)にかかわらず，次のとおりといたします。 イ　接続対象計画電力量 接続対象計画電力量は，30分ごとの接続対象電力量の計画値（供給地点が複数ある場合はその合計といたします。）で，契約者があらかじめ電力広域的運営推進機関を通じて当社に通知するものといたします。 なお，当社または当社の供給区域で事業を営む配電事業者が指定する系統安定上必要な調整機能を有する揚水発電設備等であって別途当社または当社の供給区域で事業を営む配電事業者と調整に関する契約を締結する設備が設置された需要場所に接続供給を行なう場合で，電気の使用に係る調整を行なうときは，契約者は，別途，当該供給地点における30分ごとの接続対象電力量の計画値をあらかじめ電力広域的運営推進機関を通じて当社に通知するものといたします。 ロ　接続対象計画差対応補給電力量 接続対象計画差対応補給電力量は，30分ごとの接続対象電力量がその30分における接続対象計画電力量を上回る場合に，30分ごとに，次の式により算定された値といたします。ただし，接続対象計画差対応補給電力量の算定上，当社または当社の供給区域で事業を営む配電事業者が指定する系統安定上必要な調整機能を有する揚水発電設備等であって別途当社または当社の供給区域で事業を営む配電事業者と調整に関する契約を締結する設備が設置された需要場所に接続供給を行なう場合で，電気の使用に係る調整を行なったとき（揚水発電設備等の故障等が発生したときを除きます。）は，31（電力および電力量の算定）(8)にかかわらず，当該供給地点におけるその30分ごとの接続対象電力量の計画値にもとづき算定される当該供給地点におけるその30分ごとの接続供給電力量の計画値を当該供給地点におけるその30分ごとの接続供給電力量とみなし，接続対象電力量を算定いたします。 接続対象計画差対応補給電力量＝接続対象電力量－接続対象計画電力量 ハ　接続対象計画差対応余剰電力量 接続対象計画差対応余剰電力量は，30分ごとの接続対象電力量がその30分における接続対象計画電力量を下回る場合に，30分ごとに，次の式により算定された値といたします。ただし，接続対象計画差対応余剰電力量の算定上，当社または当社の供給区域で事業を営む配電事業者が指定する系統安定上必要な調整機能を有する揚水発電設備等であって別途当社または当社の供給区域で事業を営む配電事業者と調整に関する契約を締結する設備が設置された需要場所に接続供給を行なう場合で，電気の使用に係る調整を行なったとき（揚水発電設備等の故障等が発生したときを除きます。）は，31（電力および電力量の算定）(8)にかかわらず，当該供給地点におけるその30分ごとの接続対象電力量の計画値にもとづき算定される当該供給地点におけるその30分ごとの接続供給電力量の計画値を当該供給地点におけるその30分ごとの接続供給電力量とみ

変更前（令和6年10月1日実施）	変更後（令和7年4月1日実施）
なし，接続対象電力量を算定いたします。 接続対象計画差対応余剰電力量＝接続対象計画電力量－接続対象電力量	なし，接続対象電力量を算定いたします。 接続対象計画差対応余剰電力量＝接続対象計画電力量－接続対象電力量
(4)　計量器等の取付け 料金の算定上必要な計量器等については，63（計量器等の取付け）によるものといたします。また，これに加え，(1)イの接続供給に係る電気と，それ以外の電気（揚水発電設備等が設置された需要場所内で使用される電気や揚水発電設備等が設置された需要場所内で発電または放電された電気等をいいます。）とを，(1)ロによって区分する場合には，区分するために必要な計量器およびその付属装置は，原則として，当社の所有とし，当社の負担で取り付けます。	(4)　計量器等の取付け 料金の算定上必要な計量器等については，63（計量器等の取付け）によるものといたします。また，これに加え，(1)イの接続供給に係る電気と，それ以外の電気（揚水発電設備等が設置された需要場所内で使用される電気や揚水発電設備等が設置された需要場所内で発電または放電された電気等をいいます。）とを，(1)ロによって区分する場合には，区分するために必要な計量器およびその付属装置は，原則として，当社の所有とし，当社の負担で取り付けます。
(5)　供給電圧と計量電圧が異なる場合の取扱い 接続供給電力量および最大需要電力等は，30（計量）および附則 6（受電電圧および供給電圧と計量電圧が異なる場合の取扱い）にかかわらず，供給電圧と異なった電圧で計量することがあります。この場合，接続供給電力量および最大需要電力等は，計量された接続供給電力量および最大需要電力等を，供給電圧と同位にするために，あらかじめ契約者と当社との協議によって定められた計量損失率によって修正したものといたします。	(5)　供給電圧と計量電圧が異なる場合の取扱い 接続供給電力量および最大需要電力等は，30（計量）および附則 6（受電電圧および供給電圧と計量電圧が異なる場合の取扱い）にかかわらず，供給電圧と異なった電圧で計量することがあります。この場合，接続供給電力量および最大需要電力等は，計量された接続供給電力量および最大需要電力等を，供給電圧と同位にするために，あらかじめ契約者と当社との協議によって定められた計量損失率によって修正したものといたします。
(6)　分割接続供給の場合の取扱い イ　この特別措置の適用を希望される場合は，あらかじめ双方の契約者で協議のうえ，当社へ申し出ていただきます。 ロ　この特別措置は，それぞれの契約者に係る接続送電サービスまたは臨時接続送電サービスに適用するものとし，それぞれの契約者に係る接続送電サービスまたは臨時接続送電サービスの取扱いは，(1)および(2)に準ずるものといたします。また，この場合は，33（料金の算定）(12)または(13)にもとづき料金の調整を行なうために，1供給地点につき，1接続送電サービスまたは1臨時接続送電サービスを適用したときの接続送電サービスまたは臨時接続送電サービスにおいてもこの特別措置を適用するものとし，当該接続送電サービスまたは臨時接続送電サービスの取扱いは，(1)および(2)に準ずるものといたします。 なお，揚水等損失率は，あらかじめ1年ごとに双方の契約者と当社との協議により供給地点ごとに定め，それぞれの契約者に係る接続送電サービス料金または臨時接続送電サービス料金および1供給地点につき，1接続送電サービスまたは1臨時接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービス料金または臨時接続送電サービス料金の算定にあたり，同一の値を使用するものといたします。	(6)　分割接続供給の場合の取扱い イ　この特別措置の適用を希望される場合は，あらかじめ双方の契約者で協議のうえ，当社へ申し出ていただきます。 ロ　この特別措置は，それぞれの契約者に係る接続送電サービスまたは臨時接続送電サービスに適用するものとし，それぞれの契約者に係る接続送電サービスまたは臨時接続送電サービスの取扱いは，(1)および(2)に準ずるものといたします。また，この場合は，33（料金の算定）(12)または(13)にもとづき料金の調整を行なうために，1供給地点につき，1接続送電サービスまたは1臨時接続送電サービスを適用したときの接続送電サービスまたは臨時接続送電サービスにおいてもこの特別措置を適用するものとし，当該接続送電サービスまたは臨時接続送電サービスの取扱いは，(1)および(2)に準ずるものといたします。 なお，揚水等損失率は，あらかじめ1年ごとに双方の契約者と当社との協議により供給地点ごとに定め，それぞれの契約者に係る接続送電サービス料金または臨時接続送電サービス料金および1供給地点につき，1接続送電サービスまたは1臨時接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービス料金または臨時接続送電サービス料金の算定にあたり，同一の値を使用するものといたします。
4　発電量調整供給契約についての特別措置〔再生可能エネルギー発電設備〕 (1)　契約者が特定契約を締結している場合もしくは特定送配電事業者が特定契約を締結している場合または契約者が当社と再生可能エネルギー電気卸供給契約を締結し，指定した再生可能エネルギー発電設備から電気を調達する場合は，原則として，契約者または特定送配電事業者との間で発電量調整供給契約を締結し，特例発電バランシンググループを設定していただきます。この場合，契約者が締結する特定契約に係る発電設備，特定送配電事業者が締結する特定契約に係る発電設備および当社との再生可能エネルギー電気卸供給契約に係る発電設備は，同一のバランシンググループに属することはできないものといたします。	**4　発電量調整供給契約についての特別措置〔再生可能エネルギー発電設備〕** (1)　契約者が特定契約を締結している場合もしくは特定送配電事業者が特定契約を締結している場合または契約者が当社と再生可能エネルギー電気卸供給契約を締結し，指定した再生可能エネルギー発電設備から電気を調達する場合は，原則として，契約者または特定送配電事業者との間で発電量調整供給契約を締結し，特例発電バランシンググループを設定していただきます。この場合，契約者が締結する特定契約に係る再生可能エネルギー発電設備，特定送配電事業者が締結する特定契約に係る再生可能エネルギー発電設備および当社との再生可能エネルギー電気卸供給契約に係る再生可能エネルギー発電設備は，同一のバランシンググループに属することはできないものといたします。

変更前（令和6年10月1日実施）	変更後（令和7年4月1日実施）
(2)　(1)により発電量調整供給契約を締結する場合において，発電量調整供給契約（発電者から電気を受電する場合に限ります。）の申込みに先立ち，契約者（当社と再生可能エネルギー電気卸供給契約を締結する契約者を除きます。）または特定送配電事業者は，受電地点特定番号を明らかにして，申込書（当社所定の様式によります。）により，受電側接続検討の申込みをしていただきます。	(2)　(1)により発電量調整供給契約を締結する場合において，発電量調整供給契約（発電者から電気を受電する場合に限ります。）の申込みに先だち，契約者（当社と再生可能エネルギー電気卸供給契約を締結する契約者を除きます。）または特定送配電事業者は，受電地点特定番号を明らかにして，申込書（当社所定の様式によります。）により，受電側接続検討の申込みをしていただきます。
(3)　(1)により発電量調整供給契約を締結する場合において，発電者が特定契約を締結する電気事業者の変更を希望され，または契約者が当社もしくは特定送配電事業者との再生可能エネルギー電気卸供給契約の変更を希望されることにともない当該発電者に係る発電量調整供給契約を変更するときは，当社は，51（契約の変更）(3)に準じて契約を変更していただくことがあります。	(3)　(1)により発電量調整供給契約を締結する場合において，発電者が特定契約を締結する電気事業者の変更を希望され，または契約者が当社もしくは特定送配電事業者との再生可能エネルギー電気卸供給契約の変更を希望されることにともない当該発電者に係る発電量調整供給契約を変更するときは，当社は，51（契約の変更）(3)に準じて契約を変更していただくことがあります。
(4)　(1)により発電量調整供給契約を締結する場合において，契約者が特定送配電事業者と再生可能エネルギー電気卸供給契約を締結し，指定した再生可能エネルギー発電設備から電気を調達することを希望されるときは，契約者は，当社が受電地点において発電量調整供給を行なう際に必要となる事項について，特定送配電事業者が当社に通知する旨を承諾した文書を提出していただきます。	(4)　(1)により発電量調整供給契約を締結する場合において，契約者が特定送配電事業者と再生可能エネルギー電気卸供給契約を締結し，指定した再生可能エネルギー発電設備から電気を調達することを希望されるときは，契約者は，当社が受電地点において発電量調整供給を行なう際に必要となる事項について，特定送配電事業者が当社に通知する旨を承諾した文書を提出していただきます。
(5)　(1)により発電量調整供給契約を締結する場合において，契約者（特定送配電事業者が契約者となる場合を除きます。）が希望されるときは，契約者の指定する発電バランシンググループ（当該発電バランシンググループにおける特定契約が平成28年4月1日以降に締結され，かつ，再生可能エネルギー特別措置法第2条第3項第5号に定めるバイオマスを電気に変換する認定発電設備〔以下「バイオマス発電設備」といいます。〕であって化石燃料を混焼するもの〔再生可能エネルギー特別措置法施行規則第14条第8号ニに定める地域資源バイオマス発電設備を除きます。〕であるときを除きます。）に係る料金および必要となるその他の供給条件は次のとおりといたします。	(5)　(1)により発電量調整供給契約を締結する場合において，契約者（特定送配電事業者が契約者となる場合を除きます。）が希望されるときは，契約者の指定する発電バランシンググループ（当該発電バランシンググループにおける特定契約が平成28年4月1日以降に締結され，かつ，再生可能エネルギー特別措置法第2条第3項第5号に定めるバイオマスを電気に変換する認定発電設備〔以下「バイオマス発電設備」といいます。〕であって化石燃料を混焼するもの〔再生可能エネルギー特別措置法施行規則第14条第8号ニに定める地域資源バイオマス発電設備を除きます。〕であるときを除きます。）に係る料金および必要となるその他の供給条件は次のとおりといたします。
イ　8（契約の要件）(2)イは，適用いたしません。	イ　8（契約の要件）(2)イは，適用いたしません。
ロ　発電量調整供給に係る料金は，18（料金）(2)にかかわらず，18（料金）(2)に定める料金，ホにより算定されるインバランスリスク料および再生可能エネルギー予測誤差対応調整力確保料といたします。ただし，契約者が当社と再生可能エネルギー電気卸供給契約を締結し，指定した再生可能エネルギー発電設備から電気を調達する場合は，インバランスリスク料および再生可能エネルギー予測誤差対応調整力確保料は申し受けません。	ロ　発電量調整供給に係る料金は，18（料金）(2)にかかわらず，18（料金）(2)に定める料金，ホにより算定されるインバランスリスク料および再生可能エネルギー予測誤差対応調整力確保料といたします。ただし，契約者が当社と再生可能エネルギー電気卸供給契約を締結し，指定した再生可能エネルギー発電設備から電気を調達する場合は，インバランスリスク料および再生可能エネルギー予測誤差対応調整力確保料は申し受けません。
ハ　特例発電バランシンググループに係る発電量調整供給の料金単価は，23（発電量調整受電計画差対応電力）(2)イ(ハ)およびロ(ハ)にかかわらず，託送供給等約款料金算定規則第29条（卸電力取引所が公表する額に限ります。）にもとづき，30分ごとに算定される金額といたします。 ただし，契約者が特定契約を締結している場合の特例発電バランシンググループに係る発電量調整供給の料金単価は，23（発電量調整受電計画差対応電力）(2)イ(ハ)およびロ(ハ)にかかわらず，託送供給等約款料金算定規則附則第3条（卸電力取引所が公表する額に限ります。）にもとづき，30分ごとに算定される金額といたします。 この場合，23（発電量調整受電計画差対応電力）(2)イ(ロ)およびロ(ロ)にかかわらず，発電量調整受電計画差対応補給電力料金は，特例発電バランシンググループに係る発電量調整供給およびその他の発電バランシンググループに係る発電量調整供給について，それぞれ23（発電量調整受電計画差対応電力）(2)イ(ロ)に準じて算定したものの合計とし，発電量調整受電計画差対応余剰電力料金は，特例発電バランシンググループに係る発電量調整供給およびその他の発電バランシンググループに係る発電量調整供給について，それぞれ	ハ　特例発電バランシンググループに係る発電量調整供給の料金単価は，23（発電量調整受電計画差対応電力）(2)イ(ハ)およびロ(ハ)にかかわらず，託送供給等約款料金算定規則第29条（卸電力取引所が公表する額に限ります。）にもとづき，30分ごとに算定される金額といたします。 ただし，契約者が特定契約を締結している場合の特例発電バランシンググループに係る発電量調整供給の料金単価は，23（発電量調整受電計画差対応電力）(2)イ(ハ)およびロ(ハ)にかかわらず，託送供給等約款料金算定規則附則第3条（卸電力取引所が公表する額に限ります。）にもとづき，30分ごとに算定される金額といたします。 この場合，23（発電量調整受電計画差対応電力）(2)イ(ロ)およびロ(ロ)にかかわらず，発電量調整受電計画差対応補給電力料金は，特例発電バランシンググループに係る発電量調整供給およびその他の発電バランシンググループに係る発電量調整供給について，それぞれ23（発電量調整受電計画差対応電力）(2)イ(ロ)に準じて算定したものの合計とし，発電量調整受電計画差対応余剰電力料金は，特例発電バランシンググループに係る発電量調整供給およびその他の発電バランシンググループに係る発電量調整供給について，それぞれ

変更前（令和6年10月1日実施）	変更後（令和7年4月1日実施）
23（発電量調整受電計画差対応電力）(2)ロ(ロ)に準じて算定したものの合計といたします。	23（発電量調整受電計画差対応電力）(2)ロ(ロ)に準じて算定したものの合計といたします。
ニ　特例発電バランシンググループに係る給電指令時補給電力料金単価は，26（給電指令時補給電力）(2)ニにかかわらず，託送供給等約款料金算定規則第29条（卸電力取引所が公表する額に限ります。）にもとづき，30分ごとに算定される金額といたします。 なお，契約者が特定契約を締結している場合の特例発電バランシンググループに係る給電指令時補給電力料金単価は，26（給電指令時補給電力）(2)ニにかかわらず，託送供給等約款料金算定規則附則第3条（卸電力取引所が公表する額に限ります。）にもとづき，30分ごとに算定される金額といたします。ただし，39（給電指令の実施等）(2)ホの場合で，ノンファーム電源に対して出力の抑制を実施したときの給電指令時補給電力料金単価は，39（給電指令の実施等）(5)により補給される電気を使用されているときの翌日取引を行なうための卸電力取引市場における30分ごとの売買取引の価格（売買取引に係る電力の受渡しが連系設備の送電容量等による制限を受けるものとして当社の供給区域において売買取引を行なうものに限ります。）に消費税等相当額を加えた金額とし，当社が30分ごとに設定するものといたします。 この場合，26（給電指令時補給電力）(2)ロにかかわらず，給電指令時補給電力料金は，特例発電バランシンググループに係る補給およびその他の発電バランシンググループに係る補給について，それぞれ26（給電指令時補給電力）(2)ロに準じて算定したものの合計といたします。	ニ　特例発電バランシンググループに係る給電指令時補給電力料金単価は，26（給電指令時補給電力）(2)ニにかかわらず，託送供給等約款料金算定規則第29条（卸電力取引所が公表する額に限ります。）にもとづき，30分ごとに算定される金額といたします。 なお，契約者が特定契約を締結している場合の特例発電バランシンググループに係る給電指令時補給電力料金単価は，26（給電指令時補給電力）(2)ニにかかわらず，託送供給等約款料金算定規則附則第3条（卸電力取引所が公表する額に限ります。）にもとづき，30分ごとに算定される金額といたします。ただし，39（給電指令の実施等）(2)ホの場合で，ノンファーム電源に対して出力の抑制を実施したときの給電指令時補給電力料金単価は，39（給電指令の実施等）(5)により補給される電気を使用されているときの翌日取引を行なうための卸電力取引市場における30分ごとの売買取引の価格（売買取引に係る電力の受渡しが連系設備の送電容量等による制限を受けるものとして当社の供給区域において売買取引を行なうものに限ります。）に消費税等相当額を加えた金額とし，当社が30分ごとに設定するものといたします。 この場合，26（給電指令時補給電力）(2)ロにかかわらず，給電指令時補給電力料金は，特例発電バランシンググループに係る補給およびその他の発電バランシンググループに係る補給について，それぞれ26（給電指令時補給電力）(2)ロに準じて算定したものの合計といたします。
ホ　インバランスリスク料は，特例発電バランシンググループにおける30分ごとの発電量調整受電電力量にインバランスリスク単価を適用してえられる金額のその1月の合計（合計額が負となる場合は零といたします。）といたします。また，再生可能エネルギー予測誤差対応調整力確保料は，特例発電バランシンググループにおける30分ごとの発電量調整受電電力量に，再生可能エネルギー予測誤差対応単価（再生可能エネルギー特別措置法施行規則に定める再生可能エネルギー予測誤差対応調整力確保に係る単価をいいます。）を適用してえられる金額のその1月の合計といたします。	ホ　インバランスリスク料は，特例発電バランシンググループにおける30分ごとの発電量調整受電電力量にインバランスリスク単価を適用してえられる金額のその1月の合計（合計額が負となる場合は零といたします。）といたします。また，再生可能エネルギー予測誤差対応調整力確保料は，特例発電バランシンググループにおける30分ごとの発電量調整受電電力量に，再生可能エネルギー予測誤差対応単価（再生可能エネルギー特別措置法施行規則に定める再生可能エネルギー予測誤差対応調整力確保に係る単価をいいます。）を適用してえられる金額のその1月の合計といたします。
ヘ　インバランスリスク料および再生可能エネルギー予測誤差対応調整力確保料について必要となるその他の事項については，発電量調整受電計画差対応補給電力料金に準じて次の各項によるものといたします。 (イ)　29（料金の算定期間） (ロ)　33（料金の算定） (ハ)　34（支払義務の発生および支払期日） (ニ)　35（料金その他の支払方法） (ホ)　36（保証金） (ヘ)　48（違約金） (ト)　55（解約等）	ヘ　インバランスリスク料および再生可能エネルギー予測誤差対応調整力確保料について必要となるその他の事項については，発電量調整受電計画差対応補給電力料金に準じて次の各項によるものといたします。 (イ)　29（料金の算定期間） (ロ)　33（料金の算定） (ハ)　34（支払義務の発生および支払期日） (ニ)　35（料金その他の支払方法） (ホ)　36（保証金） (ヘ)　48（違約金） (ト)　55（解約等）
ト　当社は，30分ごとの契約者が締結する特定契約または当社もしくは特定送配電事業者との再生可能エネルギー電気卸供給契約に係る発電量調整受電計画電力量を決定し，原則として発電量調整供給実施日の前々日の午後4時までに契約者に通知いたします。 また，当社は，当該発電量調整受電計画電力量の見直しを行ない，変更後の発電量調整受電計画電力量を決定し，原則として発電量調整供給実施日の前日午前6時までに契約者に再通知いたします。 なお，契約者は，必要に応じて発電量調整受電計画電力量の決定に必要となる事項に関する文書を当社に提出していただきます。	ト　当社は，30分ごとの契約者が締結する特定契約または当社もしくは特定送配電事業者との再生可能エネルギー電気卸供給契約に係る発電量調整受電計画電力量を決定し，原則として発電量調整供給実施日の前々日の午後4時までに契約者に通知いたします。 また，当社は，当該発電量調整受電計画電力量の見直しを行ない，変更後の発電量調整受電計画電力量を決定し，原則として発電量調整供給実施日の前日午前6時までに契約者に再通知いたします。 なお，契約者は，必要に応じて発電量調整受電計画電力量の決定に必要となる事項に関する文書を当社に提出していただきます。

変更前（令和6年10月1日実施）	変更後（令和7年4月1日実施）
チ　ローカル系統における電気の潮流が系統安定度等にもとづき算定される運用可能な容量を超過し，または超過するおそれがある場合で，当社がノンファーム電源の出力の抑制に係る通知を発電者または契約者に行なったときは，トにかかわらず，契約者は，発電量調整受電計画電力量の見直しを行なっていただきます。	チ　ローカル系統における電気の潮流が系統安定度等にもとづき算定される運用可能な容量を超過し，または超過するおそれがある場合で，当社がノンファーム電源の出力の抑制に係る通知を発電者または契約者に行なったときは，トにかかわらず，契約者は，発電量調整受電計画電力量の見直しを行なっていただきます。
リ　契約者は，発電量調整供給の実施に先だち，変更後の発電量調整受電計画電力量にもとづき発電計画を所定の様式により電力広域的運営推進機関を通じて当社に通知していただきます。	リ　契約者は，発電量調整供給の実施に先だち，変更後の発電量調整受電計画電力量にもとづき発電計画を所定の様式により電力広域的運営推進機関を通じて当社に通知していただきます。
ヌ　リで定めた計画を変更する必要が生じた場合には，すみやかに当社に通知していただきます。	ヌ　リで定めた計画を変更する必要が生じた場合には，すみやかに当社に通知していただきます。
ル　この料金その他の供給条件の適用を開始した後1年間はこの料金その他の供給条件の適用を継続していただきます。また，この料金その他の供給条件の適用を終了した後1年間はこの料金その他の供給条件を適用いたしません。	ル　この料金その他の供給条件の適用を開始した後1年間はこの料金その他の供給条件の適用を継続していただきます。また，この料金その他の供給条件の適用を終了した後1年間はこの料金その他の供給条件を適用いたしません。
(6)　(1)により発電量調整供給契約を締結する場合において，契約者が当社と再生可能エネルギー電気卸供給契約を締結し，指定した再生可能エネルギー発電設備から電気を調達するときは，契約者の指定する発電バランシンググループ（(5)において，契約者が希望される場合を除きます。）に係る料金および必要となるその他の供給条件は次のとおりといたします。	(6)　(1)により発電量調整供給契約を締結する場合において，契約者が当社と再生可能エネルギー電気卸供給契約を締結し，指定した再生可能エネルギー発電設備から電気を調達するときは，契約者の指定する発電バランシンググループ（(5)において，契約者が希望される場合を除きます。）に係る料金および必要となるその他の供給条件は次のとおりといたします。
イ　発電量調整供給に係る料金は，18（料金）(2)にかかわらず，18（料金）(2)に定める料金およびロにより算定されるインバランスリスク料といたします。	イ　発電量調整供給に係る料金は，18（料金）(2)にかかわらず，18（料金）(2)に定める料金およびロにより算定されるインバランスリスク料といたします。
ロ　インバランスリスク料は，特例発電バランシンググループにおける30分ごとの発電量調整受電電力量にインバランスリスク単価を適用してえられる金額のその 1 月の合計（合計額が負となる場合は零といたします。）といたします。	ロ　インバランスリスク料は，特例発電バランシンググループにおける30分ごとの発電量調整受電電力量にインバランスリスク単価を適用してえられる金額のその 1 月の合計（合計額が負となる場合は零といたします。）といたします。
ハ　インバランスリスク料について必要となるその他の事項については，発電量調整受電計画差対応余剰電力料金に準じて次の各項によるものといたします。	ハ　インバランスリスク料について必要となるその他の事項については，発電量調整受電計画差対応余剰電力料金に準じて次の各項によるものといたします。
(イ)　29（料金の算定期間）	(イ)　29（料金の算定期間）
(ロ)　33（料金の算定）	(ロ)　33（料金の算定）
(ハ)　34（支払義務の発生および支払期日）	(ハ)　34（支払義務の発生および支払期日）
(ニ)　35（料金その他の支払方法）	(ニ)　35（料金その他の支払方法）
(7)　(1)により発電量調整供給契約を締結する発電場所（低圧で受電する場合に限ります。）において，イに該当する複数の発電設備等（各発電設備等の出力が10キロワット未満の場合に限ります。また，特定送配電事業者が特定契約を締結する再生可能エネルギー発電設備を除きます。）を使用する発電場所で，契約者または発電契約者から適用の申出がある場合は，当分の間，必要となるその他の供給条件は，ロからホのとおりといたします。	(7)　(1)により発電量調整供給契約を締結する発電場所（低圧で受電する場合に限ります。）において，イに該当する複数の発電設備等（各発電設備等の出力が10キロワット未満の場合に限ります。また，特定送配電事業者が特定契約を締結する再生可能エネルギー発電設備を除きます。）を使用する発電場所で，契約者または発電契約者から適用の申出がある場合は，当分の間，必要となるその他の供給条件は，ロからホのとおりといたします。
イ　適　　用 次のいずれかに該当する場合に適用いたします。	イ　適　　用 次のいずれかに該当する場合に適用いたします。
(イ)　特定契約に係る再生可能エネルギー発電設備とそれ以外の発電設備等を設置する発電場所で，特定契約に係る再生可能エネルギー発電設備以外の電気を発電契約者が受電する場合	(イ)　特定契約に係る再生可能エネルギー発電設備とそれ以外の発電設備等を設置する発電場所で，特定契約に係る再生可能エネルギー発電設備以外の電気を発電契約者が受電する場合
(ロ)　特定契約に係る再生可能エネルギー発電設備を複数設置する発電場所で，契約者が特定契約を締結する再生可能エネルギー発電設備と当社が特定契約を締結する再生可能エネルギー発電設備が混在する場合または当社の再生可能エネルギー電気卸供給約款にもとづき指定した再生可能エネルギー発電設備から電気を調達する場合	(ロ)　特定契約に係る再生可能エネルギー発電設備を複数設置する発電場所で，契約者が特定契約を締結する再生可能エネルギー発電設備と当社が特定契約を締結する再生可能エネルギー発電設備が混在する場合または当社の再生可能エネルギー電気卸供給約款にもとづき指定した再生可能エネルギー発電設備から電気を調達する場合

変更前（令和6年10月1日実施）	変更後（令和7年4月1日実施）
ロ　供給および契約の単位 当社は，15（供給および契約の単位）(1)にかかわらず，1発電場所について1系統連系受電サービスを適用（当社が特定契約を締結している場合〔発電契約者が発電者との間で電力受給に関する契約を締結している場合を除きます。〕を除きます。）し，1電気方式，1引込，2計量をもって発電量調整供給を行ないます。この場合，当該発電場所に係る発電バランシンググループは，計量区分ごとに発電バランシンググループを設定していただきます。	ロ　供給および契約の単位 当社は，15（供給および契約の単位）(1)にかかわらず，1発電場所について1系統連系受電サービスを適用（当社が特定契約を締結している場合〔発電契約者が発電者との間で電力受給に関する契約を締結している場合を除きます。〕を除きます。）し，1電気方式，1引込，2計量をもって発電量調整供給を行ないます。この場合，当該発電場所に係る発電バランシンググループは，計量区分ごとに発電バランシンググループを設定していただきます。
ハ　計　　量 当社は，30（計量）(1)にかかわらず，発電量調整受電電力量は，受電地点ごとに取り付けた記録型計量器および複数の発電設備等を区分するために取り付けた記録型計量器により，受電電圧と同位の電圧で，30分単位で計量いたします。また，受電地点に取り付けた記録型計量器で計量された電力量と複数の発電設備等を区分するために取り付けた記録型計量器で計量された電力量の差し引きにより，30分ごとに，発電バランシンググループごとに，電力量を仕訳いたします。この場合，31（電力および電力量の算定）の電力および電力量の算定上，仕訳後の電力量を受電地点で計量された電力量とみなします。	ハ　計　　量 当社は，30（計量）(1)にかかわらず，発電量調整受電電力量は，受電地点ごとに取り付けた記録型計量器および複数の発電設備等を区分するために取り付けた記録型計量器により，受電電圧と同位の電圧で，30分単位で計量いたします。また，受電地点に取り付けた記録型計量器で計量された電力量と複数の発電設備等を区分するために取り付けた記録型計量器で計量された電力量の差し引きにより，30分ごとに，発電バランシンググループごとに，電力量を仕訳いたします。この場合，31（電力および電力量の算定）の電力および電力量の算定上，仕訳後の電力量を受電地点で計量された電力量とみなします。
ニ　38（託送供給等の実施）(3)へは，適用いたしません。	ニ　38（託送供給等の実施）(3)へは，適用いたしません。
ホ　イの適用を廃止しようとされる場合またはイの適用に該当しなくなった場合は，当該発電場所に係る取扱いを終了させるための適当な処置を行ないます。 なお，必要に応じて契約者，発電契約者および発電者に協力していただきます。	ホ　イの適用を廃止しようとされる場合またはイの適用に該当しなくなった場合は，当該発電場所に係る取扱いを終了させるための適当な処置を行ないます。 なお，必要に応じて契約者，発電契約者および発電者に協力していただきます。
(8)　契約者が化石燃料を混焼するバイオマス発電設備から契約者が締結する特定契約に係る電気を受電する場合，当該バイオマス発電設備に係る発電量調整受電電力量は，次のとおりといたします。	(8)　契約者が化石燃料を混焼するバイオマス発電設備から契約者が締結する特定契約に係る電気を受電する場合，当該バイオマス発電設備に係る発電量調整受電電力量は，次のとおりといたします。
イ　特例発電バランシンググループに係る発電量調整受電電力量は，当該バイオマス発電設備の受電地点で30分ごとに計量された電力量に，当該バイオマス発電設備のバイオマス比率（発電により得られる電気の量に占めるバイオマスを変換して得られる電気の量の割合をいい，特定契約の料金の算定期間ごとに算定される値といたします。）を乗じてえた値とし，30分ごとに算定いたします。	イ　特例発電バランシンググループに係る発電量調整受電電力量は，当該バイオマス発電設備の受電地点で30分ごとに計量された電力量に，当該バイオマス発電設備のバイオマス比率（発電により得られる電気の量に占めるバイオマスを変換して得られる電気の量の割合をいい，特定契約の料金の算定期間ごとに算定される値といたします。）を乗じてえた値とし，30分ごとに算定いたします。
ロ　契約者は，当該バイオマス発電設備の受電地点において他の特例発電バランシンググループに係る発電量調整供給契約等と同一計量する場合は，イの電力量の仕訳に係る順位を，38（託送供給等の実施）(3)へに準じて電力広域的運営推進機関を通じて当社に通知していただきます。	ロ　契約者は，当該バイオマス発電設備の受電地点において他の特例発電バランシンググループに係る発電量調整供給契約等と同一計量する場合は，イの電力量の仕訳に係る順位を，38（託送供給等の実施）(3)へに準じて電力広域的運営推進機関を通じて当社に通知していただきます。
ハ　イのバイオマス比率は，算定後すみやかに契約者から当社に通知していただきます。この場合，当社は，必要に応じて，バイオマス比率の算定根拠に関する文書を契約者から提出していただきます。	ハ　イのバイオマス比率は，算定後すみやかに契約者から当社に通知していただきます。この場合，当社は，必要に応じて，バイオマス比率の算定根拠に関する文書を契約者から提出していただきます。
ニ　特例発電バランシンググループと同一計量する発電バランシンググループに係る発電量調整受電電力量は，当該バイオマス発電設備の受電地点で計量された30分ごとの電力量からイおよびロにより算定された特例発電バランシンググループに係る30分ごとの発電量調整受電電力量を差し引いた値にもとづき，本則に準じて算定いたします。	ニ　特例発電バランシンググループと同一計量する発電バランシンググループに係る発電量調整受電電力量は，当該バイオマス発電設備の受電地点で計量された30分ごとの電力量からイおよびロにより算定された特例発電バランシンググループに係る30分ごとの発電量調整受電電力量を差し引いた値にもとづき，本則に準じて算定いたします。
(9)　その他の事項については，発電契約者および発電者の場合に準ずるものといたします。	(9)　その他の事項については，発電契約者および発電者の場合に準ずるものといたします。
5　離島についての特別措置	**5　離島についての特別措置**
(1)　系統連系受電サービス料金 電気事業法第2条第1項第8号イに定める離島（以下「離島」といいます。）における系統連系受電サービス	(1)　系統連系受電サービス料金 電気事業法第2条第1項第8号イに定める離島（以下「離島」といいます。）における系統連系受電サービス

変更前（令和6年10月1日実施）	変更後（令和7年4月1日実施）
料金の基本料金は，22（系統連系受電サービス）(3)イにかかわらず，次のとおりといたします。	の基本料金は，22（系統連系受電サービス）(3)イにかかわらず，次のとおりといたします。
系統連系受電課金対象電力1キロワットにつき　102円30銭	系統連系受電課金対象電力1キロワットにつき　102円30銭
(2)　発電量調整受電計画差対応補給電力料金単価等 離島における発電量調整受電計画差対応補給電力料金単価，接続対象計画差対応補給電力料金単価，需要抑制量調整受電計画差対応補給電力料金単価または給電指令時補給電力料金単価については，23（発電量調整受電計画差対応電力）(2)イ(ハ)，24（接続対象計画差対応電力）(2)イ(ハ)，25（需要抑制量調整受電計画差対応電力）(2)イ(ハ)，26（給電指令時補給電力）(1)ニまたは(2)ニにかかわらず，次のとおりといたします。	(2)　発電量調整受電計画差対応補給電力料金単価等 離島における発電量調整受電計画差対応補給電力料金単価，接続対象計画差対応補給電力料金単価，需要抑制量調整受電計画差対応補給電力料金単価または給電指令時補給電力料金単価については，23（発電量調整受電計画差対応電力）(2)イ(ハ)，24（接続対象計画差対応電力）(2)イ(ハ)，25（需要抑制量調整受電計画差対応電力）(2)イ(ハ)，26（給電指令時補給電力）(1)ニまたは(2)ニにかかわらず，次のとおりといたします。
1キロワット時につき　60円71銭	1キロワット時につき　60円71銭
(3)　発電量調整受電計画差対応余剰電力料金単価等 離島における発電量調整受電計画差対応余剰電力料金単価，接続対象計画差対応余剰電力料金単価または需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力料金単価については，23（発電量調整受電計画差対応電力）(2)ロ(ハ)，24（接続対象計画差対応電力）(2)ロ(ハ)または25（需要抑制量調整受電計画差対応電力）(2)ロ(ハ)にかかわらず，次のとおりといたします。	(3)　発電量調整受電計画差対応余剰電力料金単価等 離島における発電量調整受電計画差対応余剰電力料金単価，接続対象計画差対応余剰電力料金単価または需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力料金単価については，23（発電量調整受電計画差対応電力）(2)ロ(ハ)，24（接続対象計画差対応電力）(2)ロ(ハ)または25（需要抑制量調整受電計画差対応電力）(2)ロ(ハ)にかかわらず，次のとおりといたします。
1キロワット時につき　24円19銭	1キロワット時につき　24円19銭
6　受電電圧および供給電圧と計量電圧が異なる場合の取扱い 発電量調整受電電力量，接続供給電力量，最大連系電力等および最大需要電力等は，30（計量）にかかわらず，当分の間，やむをえない場合には，受電電圧および供給電圧と異なった電圧で計量いたします。この場合，発電量調整受電電力量，接続供給電力量，最大連系電力等および最大需要電力等は，計量された発電量調整受電電力量，接続供給電力量，最大連系電力等および最大需要電力等を，受電電圧および供給電圧と同位にするために原則として3パーセントの計量損失率によって修正したものといたします。	**6　受電電圧および供給電圧と計量電圧が異なる場合の取扱い** 発電量調整受電電力量，接続供給電力量，最大連系電力等および最大需要電力等は，30（計量）にかかわらず，当分の間，やむをえない場合には，受電電圧および供給電圧と異なった電圧で計量いたします。この場合，発電量調整受電電力量，接続供給電力量，最大連系電力等および最大需要電力等は，計量された発電量調整受電電力量，接続供給電力量，最大連系電力等および最大需要電力等を，受電電圧および供給電圧と同位にするために原則として3パーセントの計量損失率によって修正したものといたします。
7　記録型計量器以外の計量器で計量する場合の特別措置 (1)　低圧で供給する場合で，30分ごとに計量することができない計量器（以下「記録型計量器以外の計量器」といいます。）で計量するときの接続供給電力量および接続送電サービス契約電力については，次のとおりといたします。 イ　移行期間における30分ごとの接続供給電力量 その1月のうち記録型計量器以外の計量器で計量する期間（以下「移行期間」といいます。）における30分ごとの接続供給電力量は，移行期間において計量された接続供給電力量を移行期間における30分ごとの接続供給電力量として均等に配分してえられる値といたします。ただし，移行期間の接続供給電力量を時間帯区分ごとに計量する場合は，移行期間において各時間帯区分ごとに計量された接続供給電力量をそれぞれの時間帯区分の30分ごとの接続供給電力量として均等に配分してえられる値といたします。 ロ　移行期間において料金の変更があった場合の30分ごとの接続供給電力量	**7　記録型計量器以外の計量器で計量する場合の特別措置** (1)　低圧で供給する場合で，30分ごとに計量することができない計量器（以下「記録型計量器以外の計量器」といいます。）で計量するときの接続供給電力量および接続送電サービス契約電力については，次のとおりといたします。 イ　移行期間における30分ごとの接続供給電力量 その1月のうち記録型計量器以外の計量器で計量する期間（以下「移行期間」といいます。）における30分ごとの接続供給電力量は，移行期間において計量された接続供給電力量を移行期間における30分ごとの接続供給電力量として均等に配分してえられる値といたします。ただし，移行期間の接続供給電力量を時間帯区分ごとに計量する場合は，移行期間において各時間帯区分ごとに計量された接続供給電力量をそれぞれの時間帯区分の30分ごとの接続供給電力量として均等に配分してえられる値といたします。 ロ　移行期間において料金の変更があった場合の30分ごとの接続供給電力量

変更前（令和6年10月1日実施）	変更後（令和7年4月1日実施）
ハ，19（接続送電サービス）(2)イ(ﾛ)，(ﾊ)または20（臨時接続送電サービス）(2)イによって，接続送電サービス契約電力，接続送電サービス契約電流，接続送電サービス契約容量，臨時接続送電サービス契約電流，臨時接続送電サービス契約容量または臨時接続送電サービス契約電力を定める場合で，移行期間において，接続送電サービスの種別，臨時接続送電サービスの種別，接続送電サービス契約電力，接続送電サービス契約電流，接続送電サービス契約容量，臨時接続送電サービス契約電流，臨時接続送電サービス契約容量，臨時接続送電サービス契約電力等を変更したことにより，料金に変更があったときは，移行期間における接続供給電力量を，料金の変更のあった日の前後の期間の日数にそれぞれ接続送電サービス契約電力，接続送電サービス契約電流，接続送電サービス契約容量，臨時接続送電サービス契約電流，臨時接続送電サービス契約容量または臨時接続送電サービス契約電力を乗じた値の比率により区分して算定いたします。 この場合，移行期間における料金の変更のあった日の前後の接続供給電力量を，イに準じて，30分ごとの接続供給電力量として均等に配分いたします。	ハ，19（接続送電サービス）(2)イ(ﾛ)，(ﾊ)または20（臨時接続送電サービス）(2)イによって，接続送電サービス契約電力，接続送電サービス契約電流，接続送電サービス契約容量，臨時接続送電サービス契約電流，臨時接続送電サービス契約容量または臨時接続送電サービス契約電力を定める場合で，移行期間において，接続送電サービスの種別，臨時接続送電サービスの種別，接続送電サービス契約電力，接続送電サービス契約電流，接続送電サービス契約容量，臨時接続送電サービス契約電流，臨時接続送電サービス契約容量，臨時接続送電サービス契約電力等を変更したことにより，料金に変更があったときは，移行期間における接続供給電力量を，料金の変更のあった日の前後の期間の日数にそれぞれ接続送電サービス契約電力，接続送電サービス契約電流，接続送電サービス契約容量，臨時接続送電サービス契約電流，臨時接続送電サービス契約容量または臨時接続送電サービス契約電力を乗じた値の比率により区分して算定いたします。 この場合，移行期間における料金の変更のあった日の前後の接続供給電力量を，イに準じて，30分ごとの接続供給電力量として均等に配分いたします。
ハ　接続送電サービス契約電力 契約者が19（接続送電サービス）(2)イ(ｲ)によって接続送電サービス契約電力を定めることを希望される場合は，当分の間，19（接続送電サービス）(2)イ(ｲ)にかかわらず，供給地点ごとに，負荷設備の容量等を基準として，契約者と当社との協議によって定めることがあります。	ハ　接続送電サービス契約電力 契約者が19（接続送電サービス）(2)イ(ｲ)によって接続送電サービス契約電力を定めることを希望される場合は，当分の間，19（接続送電サービス）(2)イ(ｲ)にかかわらず，供給地点ごとに，負荷設備の容量等を基準として，契約者と当社との協議によって定めることがあります。
(2)　発電量調整供給の場合で，当該発電量調整供給に係る発電量調整受電電力量を記録型計量器以外の計量器で計量するときの30分ごとの発電量調整受電電力量の計量値は，当分の間，発電契約者と当社との協議によって定めます。	(2)　発電量調整供給の場合で，当該発電量調整供給に係る発電量調整受電電力量を記録型計量器以外の計量器で計量するときの30分ごとの発電量調整受電電力量の計量値は，当分の間，発電契約者と当社との協議によって定めます。
8　発電量調整供給に係る発電設備等が調整電源に該当する場合の特別措置 (1)　1発電場所において，調整電源に該当する発電設備等が複数存在する場合で，当該複数の調整電源のうち，一部の調整電源の故障等が発生したときは，31（電力および電力量の算定）(20)イおよび(21)イにおける発電量調整受電計画差対応補給電力量および発電量調整受電計画差対応余剰電力量の算定上，31（電力および電力量の算定）(2)イにかかわらず，発電契約者と当社との協議によってその30分ごとに定めた値を，当該受電地点におけるその30分ごとの発電量調整受電電力量とみなします。 (2)　1発電場所において，調整電源に該当する発電設備等と調整電源に該当しない発電設備等が混在する場合は，調整電源に該当する発電設備等と調整電源に該当しない発電設備等を異なる発電バランシンググループに設定していただきます。また，当該受電地点における30分ごとの電力量および電力量の計画値は，発電契約者と当社との協議によって発電バランシンググループごとに定めます。この場合，31（電力および電力量の算定）の電力および電力量の算定上，協議により定めた値を，当該受電地点において30分ごとに計量された電力量および当該受電地点において当社が発電契約者から受電する電気の30分ごとの電力量の計画値とみなします。	**8　発電量調整供給に係る発電設備等が調整電源に該当する場合の特別措置** (1)　1発電場所において，調整電源に該当する発電設備等が複数存在する場合で，当該複数の調整電源のうち，一部の調整電源の故障等が発生したときは，31（電力および電力量の算定）(20)イおよび(21)イにおける発電量調整受電計画差対応補給電力量および発電量調整受電計画差対応余剰電力量の算定上，31（電力および電力量の算定）(2)イにかかわらず，発電契約者と当社との協議によってその30分ごとに定めた値を，当該受電地点におけるその30分ごとの発電量調整受電電力量とみなします。 (2)　1発電場所において，調整電源に該当する発電設備等と調整電源に該当しない発電設備等が混在する場合は，調整電源に該当する発電設備等と調整電源に該当しない発電設備等を異なる発電バランシンググループに設定していただきます。また，当該受電地点における30分ごとの電力量および電力量の計画値は，発電契約者と当社との協議によって発電バランシンググループごとに定めます。この場合，31（電力および電力量の算定）の電力および電力量の算定上，協議により定めた値を，当該受電地点において30分ごとに計量された電力量および当該受電地点において当社が発電契約者から受電する電気の30分ごとの電力量の計画値とみなします。
9　損害賠償の免責についての特別措置〔再生可能エネルギー発電設備〕 発電者が再生可能エネルギー特別措置法附則第4条第1項に定める旧特定供給者に該当する場合で，39（給電指令の実施等）によって発電者の発電を制限し，または中止したことにより，発電者が損害（再生可能エネルギー特別措置法施行規則第14条第8号トにおいて特定契約申込者が補償を求めることができるとされている場合の損害に限ります。）を受けたときは，49（損害賠償の免責）(1)にかかわらず，発電契約者の求めに応じ，当社は，	**9　損害賠償の免責についての特別措置〔再生可能エネルギー発電設備〕** 発電者が再生可能エネルギー特別措置法附則第4条第1項に定める旧特定供給者に該当する場合で，39（給電指令の実施等）によって発電者の発電もしくは放電を制限し，または中止したことにより，発電者が損害（再生可能エネルギー特別措置法施行規則第14条第8号トにおいて特定契約申込者が補償を求めることができるとされている場合の損害に限ります。）を受けたときは，49（損害賠償の免責）(1)にかかわらず，発電契約者の求めに

変更前（令和6年10月1日実施）	変更後（令和7年4月1日実施）
当該損害について，再生可能エネルギー特別措置法施行規則第14条第8号トに定める額を限度として，補償するものといたします。 なお，当社は，同一の原因により発電契約者または発電者の受けた当該損害について，賠償の責めを負いません。	応じ，当社は，当該損害について，再生可能エネルギー特別措置法施行規則第14条第8号トに定める額を限度として，補償するものといたします。 なお，当社は，同一の原因により発電契約者または発電者の受けた当該損害について，賠償の責めを負いません。
10　軽負荷期等における電気の使用に係る特別措置	**10　軽負荷期等における電気の使用に係る特別措置**
(1)　需要者の発電設備の停止または出力の抑制により生じた不足電力の補給にあてるための電気を使用される場合における特別措置 イに定める適用範囲に該当する接続供給契約で，あらかじめ契約者からこの特別措置の適用の申出がある場合の料金および必要となるその他の供給条件は，当分の間，次のとおりといたします。	(1)　需要者の発電設備の停止または出力の抑制により生じた不足電力の補給にあてるための電気を使用される場合における特別措置 イに定める適用範囲に該当する接続供給契約で，あらかじめ契約者からこの特別措置の適用の申出がある場合の料金および必要となるその他の供給条件は，当分の間，次のとおりといたします。
イ　適用範囲 契約者が次の時間帯に，19（接続送電サービス）(2)ニによって接続送電サービス契約電力を定める供給地点において，需要者の発電設備の停止または出力の抑制により生じた不足電力の補給にあてるための電気を使用する場合に適用いたします。	イ　適用範囲 契約者が次の時間帯に，19（接続送電サービス）(2)ニによって接続送電サービス契約電力を定める供給地点において，需要者の発電設備の停止または出力の抑制により生じた不足電力の補給にあてるための電気を使用する場合に適用いたします。
(イ)　軽負荷期（毎年4月1日から6月30日，9月1日から10月31日までの期間をいいます。）における毎日午前8時から午後4時までの時間	(イ)　軽負荷期（毎年4月1日から6月30日，9月1日から10月31日までの期間をいいます。）における毎日午前8時から午後4時までの時間
(ロ)　その他期（軽負荷期以外の期間をいいます。）における土曜日，日曜日，「国民の祝日に関する法律」に規定する休日，1月2日，1月3日，12月30日および12月31日の午前8時から午後4時までの時間	(ロ)　その他期（軽負荷期以外の期間をいいます。）における土曜日，日曜日，「国民の祝日に関する法律」に規定する休日，1月2日，1月3日，12月30日および12月31日の午前8時から午後4時までの時間
(ハ)　再生可能エネルギー発電設備出力抑制対象時間（当社が再生可能エネルギー発電設備の出力抑制の可能性または出力抑制の要請を公表した場合における当該出力抑制の対象となる時間帯をいいます。）	(ハ)　再生可能エネルギー発電設備出力抑制対象時間（当社が再生可能エネルギー発電設備の出力抑制の可能性または出力抑制の要請を公表した場合における当該出力抑制の対象となる時間帯をいいます。）
ロ　特別措置の適用申込みおよび使用の申出	ロ　特別措置の適用申込みおよび使用の申出
(イ)　契約者は，この特別措置の適用を希望する供給地点に係る事項（需要者の名称，需要場所〔供給地点特定番号を含みます。〕）を明らかにして，当社所定の様式により，申込みをしていただきます。	(イ)　契約者は，この特別措置の適用を希望する供給地点に係る事項（需要者の名称，需要場所〔供給地点特定番号を含みます。〕）を明らかにして，当社所定の様式により，申込みをしていただきます。
(ロ)　原則として，当社が指定する期限までに，使用の申出をしていただきます。	(ロ)　原則として，当社が指定する期限までに，使用の申出をしていただきます。
(ハ)　15（供給および契約の単位）(2)ロによって当社が分割接続供給を行なう場合で，この特別措置の適用を希望され，需要者の発電設備の停止または出力の抑制により生じた不足電力の補給にあてるための電気を使用されるときは，あらかじめ双方の契約者で協議のうえ，(イ)および(ロ)に準じて，申込みおよび申出をしていただきます。	(ハ)　15（供給および契約の単位）(2)ロによって当社が分割接続供給を行なう場合で，この特別措置の適用を希望され，需要者の発電設備の停止または出力の抑制により生じた不足電力の補給にあてるための電気を使用されるときは，あらかじめ双方の契約者で協議のうえ，(イ)および(ロ)に準じて，申込みおよび申出をしていただきます。
ハ　接続送電サービス契約電力 接続送電サービス契約電力は，19（接続送電サービス）(2)ニによって定めた値といたします。 なお，19（接続送電サービス）(2)ニの不足電力の補給にあてるための電気の供給分以外の供給分の算定上，この特別措置により電気を使用されたその1月の最大需要電力等は，その1月の最大需要電力等から19（接続送電サービス）(2)ニの契約者と当社との協議によって定めた値を差し引いたものといたします。	ハ　接続送電サービス契約電力 接続送電サービス契約電力は，19（接続送電サービス）(2)ニによって定めた値といたします。 なお，19（接続送電サービス）(2)ニの不足電力の補給にあてるための電気の供給分以外の供給分の算定上，この特別措置により電気を使用されたその1月の最大需要電力等は，その1月の最大需要電力等から19（接続送電サービス）(2)ニの契約者と当社との協議によって定めた値を差し引いたものといたします。
ニ　接続送電サービス料金 この特別措置により電気を使用したときの基本料金は，19（接続送電サービス）(3)ロ(イ)c(a)，(ロ)c(a)，ハ(イ)c(a)または(ロ)c(a)における需要者の発電設備の検査，補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気をまったく使用しないときに準じて算定いたします。	ニ　接続送電サービス料金 この特別措置により電気を使用したときの基本料金は，19（接続送電サービス）(3)ロ(イ)c(a)，(ロ)c(a)，ハ(イ)c(a)または(ロ)c(a)における需要者の発電設備の検査，補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気をまったく使用しないときに準じて算定いたします。

変更前（令和６年10月１日実施）	変更後（令和７年４月１日実施）
ただし，その１月にこの特別措置により電気を使用し，かつ，需要者の発電設備の検査，補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気を使用したときの基本料金は，19（接続送電サービス）(3)ロ(ｲ)ｃ(a)，(ﾛ)ｃ(a)，ﾊ(ｲ)ｃ(a)または(ﾛ)ｃ(a)に準じて算定いたします。	ただし，その１月にこの特別措置により電気を使用し，かつ，需要者の発電設備の検査，補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気を使用したときの基本料金は，19（接続送電サービス）(3)ロ(ｲ)ｃ(a)，(ﾛ)ｃ(a)，ﾊ(ｲ)ｃ(a)または(ﾛ)ｃ(a)に準じて算定いたします。
ホ　そ の 他	ホ　そ の 他
(ｲ)　当社は，契約者との間で，この特別措置の適用に必要となる事項について，別途覚書を締結することがあります。	(ｲ)　当社は，契約者との間で，この特別措置の適用に必要となる事項について，別途覚書を締結することがあります。
(ﾛ)　当社は，電気の需給状況その他によってやむをえない場合には，この特別措置の適用をしないことがあります。	(ﾛ)　当社は，電気の需給状況その他によってやむをえない場合には，この特別措置の適用をしないことがあります。
(2)　１年を通じての最大需要電力等が負荷移行先時間に発生する場合の取扱いについての特別措置	(2)　１年を通じての最大需要電力等が負荷移行先時間に発生する場合の取扱いについての特別措置
イ　19（接続送電サービス）(4)の適用を受ける供給地点において，需要者が土曜日，軽負荷期における平日の午前８時から午後４時までの時間または再生可能エネルギー発電設備出力抑制対象時間に負荷移行を行ない，１年を通じての最大需要電力等が負荷移行先時間（夜間時間，土曜日，軽負荷期における平日の午前８時から午後４時までの時間および再生可能エネルギー発電設備出力抑制対象時間をいいます。）に発生する場合で，契約者と当社との協議が整ったときのその供給地点の各月の接続送電サービス料金は，当分の間，19（接続送電サービス）(4)にかかわらず，19（接続送電サービス）(3)によって算定された金額から(ｲ)によって算定されたピークシフト割引額を差し引いたものといたします。	イ　19（接続送電サービス）(4)の適用を受ける供給地点において，需要者が土曜日，軽負荷期における平日の午前８時から午後４時までの時間または再生可能エネルギー発電設備出力抑制対象時間に負荷移行を行ない，１年を通じての最大需要電力等が負荷移行先時間（夜間時間，土曜日，軽負荷期における平日の午前８時から午後４時までの時間および再生可能エネルギー発電設備出力抑制対象時間をいいます。）に発生する場合で，契約者と当社との協議がととのったときのその供給地点の各月の接続送電サービス料金は，当分の間，19（接続送電サービス）(4)にかかわらず，19（接続送電サービス）(3)によって算定された金額から(ｲ)によって算定されたピークシフト割引額を差し引いたものといたします。
(ｲ)　ピークシフト割引額 ピークシフト割引額は，19（接続送電サービス）(4)イに準じて算定された金額といたします。この場合，19（接続送電サービス）(4)イにいうロのピークシフト電力は，(ﾛ)のピークシフト電力といたします。	(ｲ)　ピークシフト割引額 ピークシフト割引額は，19（接続送電サービス）(4)イに準じて算定された金額といたします。この場合，19（接続送電サービス）(4)イにいうロのピークシフト電力は，(ﾛ)のピークシフト電力といたします。
(ﾛ)　ピークシフト電力 ピークシフト電力は，その需要者の接続送電サービス契約電力からその需要者の１年を通じての負荷移行元時間（負荷移行先時間以外の時間をいいます。）における接続供給電力の最大値を差し引いた値を上限として，負荷移行先時間に移行する負荷設備の容量（キロワット）等にもとづき，あらかじめ契約者と当社との協議によって定めます。 なお，分割接続供給の場合は，それぞれの契約者に係るピークシフト電力とあわせて，33（料金の算定）(12)にもとづき料金の調整を行なうために，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用したときのピークシフト電力を，あらかじめ双方の契約者と当社との協議によって定めます。 また，各月の負荷移行元時間における接続供給電力の最大値の実績等から，ピークシフト電力が不適当と認められる場合には，すみやかにピークシフト電力を適正なものに変更していただきます。	(ﾛ)　ピークシフト電力 ピークシフト電力は，その需要者の接続送電サービス契約電力からその需要者の１年を通じての負荷移行元時間（負荷移行先時間以外の時間をいいます。）における接続供給電力の最大値を差し引いた値を上限として，負荷移行先時間に移行する負荷設備の容量（キロワット）等にもとづき，あらかじめ契約者と当社との協議によって定めます。 なお，分割接続供給の場合は，それぞれの契約者に係るピークシフト電力とあわせて，33（料金の算定）(12)にもとづき料金の調整を行なうために，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用したときのピークシフト電力を，あらかじめ双方の契約者と当社との協議によって定めます。 また，各月の負荷移行元時間における接続供給電力の最大値の実績等から，ピークシフト電力が不適当と認められる場合には，すみやかにピークシフト電力を適正なものに変更していただきます。
(ﾊ)　１年を通じて負荷移行先時間に最大需要電力等が発生しないことが明らかになった場合等については，本取扱いの適用をただちに解消いたします。 なお，それが19（接続送電サービス）(4)の取扱い適用後１年に満たない場合は，既に適用したピークシフト割引額（19〔接続送電サービス〕(4)によって適用したピークシフト割引額を含みます。）の合計金額を本取扱いの適用が解消された月の接続送電サービス料金に加算したものをその月の接続送電サービス料金として算定いたします。	(ﾊ)　１年を通じて負荷移行先時間に最大需要電力等が発生しないことが明らかになった場合等については，本取扱いの適用をただちに解消いたします。 なお，それが19（接続送電サービス）(4)の取扱い適用後１年に満たない場合は，既に適用したピークシフト割引額（19〔接続送電サービス〕(4)によって適用したピークシフト割引額を含みます。）の合計金額を本取扱いの適用が解消された月の接続送電サービス料金に加算したものをその月の接続送電サービス料金として算定いたします。
(ﾆ)　この特別措置の適用にともない，19（接続送電サービス）(4)ハに該当する場合であっても，19（接続送電サービス）(4)ハに定める適用後１年に満たない場合の取扱いは適用いたしません。	(ﾆ)　この特別措置の適用にともない，19（接続送電サービス）(4)ハに該当する場合であっても，19（接続送電サービス）(4)ハに定める適用後１年に満たない場合の取扱いは適用いたしません。

変更前（令和６年10月１日実施）	変更後（令和７年４月１日実施）
ロ　高圧または特別高圧で供給する場合で，需要者が負荷移行元時間から負荷移行先時間への負荷移行を行なった結果，１年を通じての最大需要電力等が負荷移行先時間に発生し，かつ，契約者が標準接続送電サービスまたは時間帯別接続送電サービスの適用を受け，契約者と当社との協議が整ったときのその供給地点の各月の接続送電サービス料金は，当分の間，19（接続送電サービス）(3)によって算定された金額から(ｲ)によって算定されたピークシフト割引額を差し引いたものといたします。 (ｲ)　ピークシフト割引額 ピークシフト割引額は，19（接続送電サービス）(4)イに準じて算定された金額といたします。この場合，19（接続送電サービス）(4)イにいうロのピークシフト電力は，(ﾛ)のピークシフト電力といたします。 (ﾛ)　ピークシフト電力 ピークシフト電力は，需要者の負荷移行により負荷移行元時間から負荷移行先時間に移行された増分電力をいい，その需要者の接続送電サービス契約電力からその需要者の１年を通じての負荷移行元時間における接続供給電力の最大値を差し引いた値を上限として，負荷移行先時間に移行する負荷設備の容量（キロワット）等にもとづき，あらかじめ契約者と当社との協議によって定めます。 なお，分割接続供給の場合は，それぞれの契約者に係るピークシフト電力とあわせて，33（料金の算定）(12)にもとづき料金の調整を行なうために，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用したときのピークシフト電力を，あらかじめ双方の契約者と当社との協議によって定めます。 また，各月の負荷移行元時間における接続供給電力の最大値の実績等から，ピークシフト電力が不適当と認められる場合には，すみやかにピークシフト電力を適正なものに変更していただきます。 (ﾊ)　１年を通じて負荷移行先時間に最大需要電力等が発生しないことが明らかになった場合等については，本取扱いの適用をただちに解消いたします。 なお，それが本取扱い適用後１年に満たない場合は，既に適用したピークシフト割引額の合計金額を本取扱いの適用が解消された月の接続送電サービス料金に加算したものをその月の接続送電サービス料金として算定いたします。 ハ　附則３（揚水発電設備等が設置された需要場所に接続供給を行なう場合の特別措置）の適用を受け，かつ，イまたはロの適用を受ける場合のピークシフト電力は，附則３（揚水発電設備等が設置された需要場所に接続供給を行なう場合の特別措置）(2)ロまたはイ(ﾛ)もしくはロ(ﾛ)にかかわらず，その需要者の接続送電サービス契約電力からその需要者の１年を通じての負荷移行元時間における接続供給電力の最大値を差し引いた値を上限として，負荷移行先時間に移行する負荷設備の容量（キロワット），揚水最大電力等およびその他最大電力等ならびに揚水等損失率等にもとづき，あらかじめ契約者と当社との協議によって定めます。 なお，分割接続供給の場合は，それぞれの契約者に係るピークシフト電力とあわせて，33（料金の算定）(12)にもとづき料金の調整を行なうために，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用したときのピークシフト電力を，あらかじめ双方の契約者と当社との協議によって定めます。 また，各月の負荷移行元時間における接続供給電力の最大値の実績等から，ピークシフト電力が不適当と認められる場合には，すみやかにピークシフト電力を適正なものに変更していただきます。 **11　再エネ海域利用法に係る特別措置** 再エネ海域利用法第８条第１項の規定による海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域の指定に関する国	ロ　高圧または特別高圧で供給する場合で，需要者が負荷移行元時間から負荷移行先時間への負荷移行を行なった結果，１年を通じての最大需要電力等が負荷移行先時間に発生し，かつ，契約者が標準接続送電サービスまたは時間帯別接続送電サービスの適用を受け，契約者と当社との協議がととのったときのその供給地点の各月の接続送電サービス料金は，当分の間，19（接続送電サービス）(3)によって算定された金額から(ｲ)によって算定されたピークシフト割引額を差し引いたものといたします。 (ｲ)　ピークシフト割引額 ピークシフト割引額は，19（接続送電サービス）(4)イに準じて算定された金額といたします。この場合，19（接続送電サービス）(4)イにいうロのピークシフト電力は，(ﾛ)のピークシフト電力といたします。 (ﾛ)　ピークシフト電力 ピークシフト電力は，需要者の負荷移行により負荷移行元時間から負荷移行先時間に移行された増分電力をいい，その需要者の接続送電サービス契約電力からその需要者の１年を通じての負荷移行元時間における接続供給電力の最大値を差し引いた値を上限として，負荷移行先時間に移行する負荷設備の容量（キロワット）等にもとづき，あらかじめ契約者と当社との協議によって定めます。 なお，分割接続供給の場合は，それぞれの契約者に係るピークシフト電力とあわせて，33（料金の算定）(12)にもとづき料金の調整を行なうために，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用したときのピークシフト電力を，あらかじめ双方の契約者と当社との協議によって定めます。 また，各月の負荷移行元時間における接続供給電力の最大値の実績等から，ピークシフト電力が不適当と認められる場合には，すみやかにピークシフト電力を適正なものに変更していただきます。 (ﾊ)　１年を通じて負荷移行先時間に最大需要電力等が発生しないことが明らかになった場合等については，本取扱いの適用をただちに解消いたします。 なお，それが本取扱い適用後１年に満たない場合は，既に適用したピークシフト割引額の合計金額を本取扱いの適用が解消された月の接続送電サービス料金に加算したものをその月の接続送電サービス料金として算定いたします。 ハ　附則３（揚水発電設備等が設置された需要場所に接続供給を行なう場合の特別措置）の適用を受け，かつ，イまたはロの適用を受ける場合のピークシフト電力は，附則３（揚水発電設備等が設置された需要場所に接続供給を行なう場合の特別措置）(2)ロまたはイ(ﾛ)もしくはロ(ﾛ)にかかわらず，その需要者の接続送電サービス契約電力からその需要者の１年を通じての負荷移行元時間における接続供給電力の最大値を差し引いた値を上限として，負荷移行先時間に移行する負荷設備の容量（キロワット），揚水最大電力等およびその他最大電力等ならびに揚水等損失率等にもとづき，あらかじめ契約者と当社との協議によって定めます。 なお，分割接続供給の場合は，それぞれの契約者に係るピークシフト電力とあわせて，33（料金の算定）(12)にもとづき料金の調整を行なうために，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用したときのピークシフト電力を，あらかじめ双方の契約者と当社との協議によって定めます。 また，各月の負荷移行元時間における接続供給電力の最大値の実績等から，ピークシフト電力が不適当と認められる場合には，すみやかにピークシフト電力を適正なものに変更していただきます。 **11　再エネ海域利用法に係る特別措置** 再エネ海域利用法第８条第１項の規定による海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域の指定に関する国

変更前（令和6年10月1日実施）	変更後（令和7年4月1日実施）
からの要請による受電側接続検討について，電力広域的運営推進機関から依頼を受けた場合は，受電側接続検討の申込みがなされたものとみなし，9（検討および契約の申込み）(1)にもとづき受電側接続検討をいたします。この場合，検討料については，選定事業者を発電者とする発電契約者から申し受けます。	からの要請による受電側接続検討について，電力広域的運営推進機関から依頼を受けた場合は，受電側接続検討の申込みがなされたものとみなし，9（検討および契約の申込み）(1)にもとづき受電側接続検討をいたします。この場合，検討料については，選定事業者を発電者とする発電契約者から申し受けます。
12　給電指令時補給電力料金に係る特別措置 39（給電指令の実施等）(2)への場合で，連系に係る受電側接続検討申込書類を当社が令和5年1月31日までに受領し，当該受電側接続検討を当社が令和5年3月31日までに受け付けたノンファーム電源（ローカル系統の増強に要する工事費負担金を当社が申し受けた発電設備等に限ります。以下「みなしファーム電源」といいます。）に対して出力の抑制を実施したときは，26（給電指令時補給電力）(2)ニ，31（電力および電力量の算定）(20)ロおよび(21)ロにおいて，当該発電設備等をファーム電源として取り扱います。	**12　給電指令時補給電力料金に係る特別措置** 39（給電指令の実施等）(2)への場合で，連系に係る受電側接続検討申込書類を当社が令和5年1月31日までに受領し，当該受電側接続検討を当社が令和5年3月31日までに受け付けたノンファーム電源（ローカル系統の増強に要する工事費負担金を当社が申し受けた発電設備等に限ります。以下「みなしファーム電源」といいます。）に対して出力の抑制を実施したときは，26（給電指令時補給電力）(2)ニ，31（電力および電力量の算定）(20)ロおよび(21)ロにおいて，当該発電設備等をファーム電源として取り扱います。
13　バランシンググループの設定に係る特別措置 契約者，発電契約者または需要抑制契約者が配電事業者（当社供給区域内において事業を営むものに限ります。）の供給区域において配電事業者の託送供給等約款（電気事業法第27条の12の11第1項にもとづき配電事業者が経済産業大臣に届け出たものをいい，電気事業法第27条の12の11第2項ただし書にもとづき経済産業大臣の承認を受けた料金その他の供給条件を含みます。以下「配電事業者の約款」といいます。）により託送供給または電力量調整供給を受ける場合で，当該配電事業者の配電事業に係る業務の一部（発電量調整受電計画差対応電力，接続対象計画差対応電力および需要抑制量調整受電計画差対応電力の不足電力の補給または送電超過分電力もしくは抑制超過分電力の購入ならびに給電指令等により生じた不足電力の補給に係る業務といたします。）について，当該配電事業者と当社との間で受委託に関する契約を締結し，かつ，契約者，発電契約者または需要抑制契約者が当該配電事業者の供給区域における需要場所または発電場所（調整電源に該当する発電場所を除きます。）をこの約款で設定する需要バランシンググループ，発電バランシンググループまたは需要抑制バランシンググループに属することを希望されるときの料金および必要となるその他の供給条件は，当分の間，次のとおりといたします。 (1)　代表契約者の選任 契約者および配電事業者の約款に定める契約者が複数となる場合で，1 需要バランシンググループを設定することを希望されるときは，次のとおりとしていただきます。 イ　4（代表契約者の選任）にかかわらず，自己等への電気の供給の用に供するための接続供給契約の場合を除き，1 需要バランシンググループを設定することを希望されるすべての者がこの約款にもとづいて当社と接続供給契約を締結するものとし，1 接続供給契約における契約者を複数としていただきます。この場合，当該接続供給契約においては1需要バランシンググループを設定するものとし，この約款に関する当社との協議および接続供給の実施に関する事項についての権限を複数の契約者全員から委任された契約者を，代表契約者としてあらかじめ選任していただき，かつ，契約者が行なう，当社との手続きおよび協議，この約款に定める金銭債務の支払い等は，代表契約者を通じて行なっていただきます。また，当社は，契約者との協議および契約者への通知を代表契約者に対して行ないます。ただし，当社は，必要に応じて，代表契約者以外の契約者と，協議等をさせていただくことがあります。 ロ　契約者は，配電事業者と締結する接続供給契約においても，イによって代表契約者に選任された契約者を	**13　バランシンググループの設定に係る特別措置** 契約者，発電契約者または需要抑制契約者が配電事業者（当社供給区域内において事業を営むものに限ります。）の供給区域において配電事業者の託送供給等約款（電気事業法第27条の12の11第1項にもとづき配電事業者が経済産業大臣に届け出たものをいい，電気事業法第27条の12の11第2項ただし書にもとづき経済産業大臣の承認を受けた料金その他の供給条件を含みます。以下「配電事業者の約款」といいます。）により託送供給または電力量調整供給を受ける場合で，当該配電事業者の配電事業に係る業務の一部（発電量調整受電計画差対応電力，接続対象計画差対応電力および需要抑制量調整受電計画差対応電力の不足電力の補給または送電超過分電力もしくは抑制超過分電力の購入ならびに給電指令等により生じた不足電力の補給に係る業務といたします。）について，当該配電事業者と当社との間で受委託に関する契約を締結し，かつ，契約者，発電契約者または需要抑制契約者が当該配電事業者の供給区域における需要場所または発電場所（調整電源に該当する発電場所を除きます。）をこの約款で設定する需要バランシンググループ，発電バランシンググループまたは需要抑制バランシンググループに属することを希望されるときの料金および必要となるその他の供給条件は，当分の間，次のとおりといたします。 (1)　代表契約者の選任 契約者および配電事業者の約款に定める契約者が複数となる場合で，1 需要バランシンググループを設定することを希望されるときは，次のとおりとしていただきます。 イ　4（代表契約者の選任）にかかわらず，自己等への電気の供給の用に供するための接続供給契約の場合を除き，1 需要バランシンググループを設定することを希望されるすべての者がこの約款にもとづいて当社と接続供給契約を締結するものとし，1 接続供給契約における契約者を複数としていただきます。この場合，当該接続供給契約においては1需要バランシンググループを設定するものとし，この約款に関する当社との協議および接続供給の実施に関する事項についての権限を複数の契約者全員から委任された契約者を，代表契約者としてあらかじめ選任していただき，かつ，契約者が行なう，当社との手続きおよび協議，この約款に定める金銭債務の支払い等は，代表契約者を通じて行なっていただきます。また，当社は，契約者との協議および契約者への通知を代表契約者に対して行ないます。ただし，当社は，必要に応じて，代表契約者以外の契約者と，協議等をさせていただくことがあります。 ロ　契約者は，配電事業者と締結する接続供給契約においても，イによって代表契約者に選任された契約者を

変更前（令和6年10月1日実施）	変更後（令和7年4月1日実施）
代表契約者としてあらかじめ選任していただきます。ただし，イによって代表契約者に選任された契約者と配電事業者が接続供給契約を締結し，イにおいて1需要バランシンググループを設定する他の契約者が当該配電事業者と接続供給契約を締結しない場合を除きます。	代表契約者としてあらかじめ選任していただきます。ただし，イによって代表契約者に選任された契約者と配電事業者が接続供給契約を締結し，イにおいて1需要バランシンググループを設定する他の契約者が当該配電事業者と接続供給契約を締結しない場合を除きます。
(2)　契約の要件	(2)　契約の要件
需要抑制契約者が需要抑制量調整供給契約を希望される場合で，需要抑制契約者が特定卸供給を行なう事業を営むものであるときは，8（契約の要件）(4)イにかかわらず，次のいずれにも該当すること。	需要抑制契約者が需要抑制量調整供給契約を希望される場合で，需要抑制契約者が特定卸供給を行なう事業を営むものであるときは，8（契約の要件）(4)イにかかわらず，次のいずれにも該当すること。
イ　需要者（配電事業者の約款に定める需要者を含みます。）に対して，次の(ｲ)および(ﾛ)の事項を定めた需要抑制に関する計画を適時に策定し，当該計画にしたがって適切な需要抑制の指示を適時に出すことができること。	イ　需要者（配電事業者の約款に定める需要者を含みます。）に対して，次の(ｲ)および(ﾛ)の事項を定めた需要抑制に関する計画を適時に策定し，当該計画にしたがって適切な需要抑制の指示を適時に出すことができること。
(ｲ)　需要抑制量（1キロワットをこえる電気を抑制しようとするものに限ります。）	(ｲ)　需要抑制量（1キロワットをこえる電気を抑制しようとするものに限ります。）
(ﾛ)　需要抑制の実施頻度および時期	(ﾛ)　需要抑制の実施頻度および時期
ロ　イによってえられた100キロワットをこえる電気（配電事業者の約款に定める需要抑制量調整供給契約における電気を含みます。）を供給しようとするものであること。	ロ　イによってえられた100キロワットをこえる電気（配電事業者の約款に定める需要抑制量調整供給契約における電気を含みます。）を供給しようとするものであること。
ハ　電気の安定かつ適正な供給を確保するための適切な需給管理体制および情報管理体制を確立し，実施および維持することができること。	ハ　電気の安定かつ適正な供給を確保するための適切な需給管理体制および情報管理体制を確立し，実施および維持することができること。
ニ　需要者の保護の観点から適切な情報管理体制を確立し，実施および維持できること。	ニ　需要者の保護の観点から適切な情報管理体制を確立し，実施および維持できること。
ホ　需要者と電力需給に関する契約等を締結している契約者が供給力を確保するよう，当該契約者と需要抑制契約者との間または当該契約者と需要者との間で適切な契約がなされていること。	ホ　需要者と電力需給に関する契約等を締結している契約者が供給力を確保するよう，当該契約者と需要抑制契約者との間または当該契約者と需要者との間で適切な契約がなされていること。
(3)　供給および契約の単位	(3)　供給および契約の単位
イ　接続供給の場合，契約者は配電事業者の供給区域における需要場所について，この約款で設定する需要バランシンググループと同一の需要バランシンググループを設定していただきます。	イ　接続供給の場合，契約者は配電事業者の供給区域における需要場所について，この約款で設定する需要バランシンググループと同一の需要バランシンググループを設定していただきます。
ロ　発電量調整供給の場合，発電契約者は配電事業者の供給区域における発電場所（調整電源に該当する場合を除きます。）について，この約款で設定する発電バランシンググループと同一の発電バランシンググループを設定していただきます。	ロ　発電量調整供給の場合，発電契約者は配電事業者の供給区域における発電場所（調整電源に該当する場合を除きます。）について，この約款で設定する発電バランシンググループと同一の発電バランシンググループを設定していただきます。
ハ　需要抑制量調整供給の場合，需要抑制契約者は配電事業者の供給区域における需要場所について，この約款で設定する需要抑制バランシンググループと同一の需要抑制バランシンググループを設定していただきます。	ハ　需要抑制量調整供給の場合，需要抑制契約者は配電事業者の供給区域における需要場所について，この約款で設定する需要抑制バランシンググループと同一の需要抑制バランシンググループを設定していただきます。
なお，需要抑制契約者は，需要者（配電事業者の約款に定める需要者を含みます。）と電力需給に関する契約等を締結している契約者が同一で，かつ，需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量および需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量の算定方法（31〔電力および電力量の算定〕(14)イまたはロならびに配電事業者の約款に定める需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量および需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量の算定方法をいいます。）が同一となるように需要抑制バランシンググループを設定していただきます。この場合，当該需要場所は複数の需要抑制バランシンググループ（配電事業者の約款で設定する需要抑制バランシンググループを含みます。）に属することはできないものといたします。	なお，需要抑制契約者は，需要者（配電事業者の約款に定める需要者を含みます。）と電力需給に関する契約等を締結している契約者が同一で，かつ，需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量および需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量の算定方法（31〔電力および電力量の算定〕(14)イまたはロならびに配電事業者の約款に定める需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量および需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量の算定方法をいいます。）が同一となるように需要抑制バランシンググループを設定していただきます。この場合，当該需要場所は複数の需要抑制バランシンググループ（配電事業者の約款で設定する需要抑制バランシンググループを含みます。）に属することはできないものといたします。
(4)　料　　金	(4)　料　　金
イ　発電量調整受電計画差対応電力	イ　発電量調整受電計画差対応電力
発電バランシンググループにおいて，発電量調整受電計画差対応電力の算定上，23（発電量調整受電計画	発電バランシンググループにおいて，発電量調整受電計画差対応電力の算定上，23（発電量調整受電計画

変更前（令和6年10月1日実施）	変更後（令和7年4月1日実施）
差対応電力）にかかわらず，次のとおりといたします。	差対応電力）にかかわらず，次のとおりといたします。
(ｲ) 適　　用	(ｲ) 適　　用
発電バランシンググループにおいて，39(給電指令の実施等)(5)もしくは(6)または配電事業者の約款にもとづき配電事業者が発電契約者または配電事業者の約款に定める発電者に対して給電指令等を実施することにより補給される電気を使用されていないときに適用いたします。	発電バランシンググループにおいて，39(給電指令の実施等)(5)もしくは(6)または配電事業者の約款にもとづき配電事業者が発電契約者または配電事業者の約款に定める発電者に対して給電指令等を実施することにより補給される電気を使用されていないときに適用いたします。
(ﾛ) 発電量調整受電計画差対応電力	(ﾛ) 発電量調整受電計画差対応電力
a 発電量調整受電計画差対応補給電力	a 発電量調整受電計画差対応補給電力
(a) 適用範囲	(a) 適用範囲
30分ごとの発電量調整受電電力量（配電事業者の約款に定める発電量調整受電電力量を含みます。）が，その30分の(5)ロの発電量調整受電計画電力量を下回る場合に生じた不足電力の補給にあてるための電気に適用いたします。	30分ごとの発電量調整受電電力量（配電事業者の約款に定める発電量調整受電電力量を含みます。）が，その30分の(5)ロの発電量調整受電計画電力量を下回る場合に生じた不足電力の補給にあてるための電気に適用いたします。
(b) 発電量調整受電計画差対応補給電力料金	(b) 発電量調整受電計画差対応補給電力料金
発電量調整受電計画差対応補給電力料金は，30 分ごとの発電量調整受電計画差対応補給電力量に(c)の発電量調整受電計画差対応補給電力料金単価を適用してえられる金額のその 1 月の合計といたします。	発電量調整受電計画差対応補給電力料金は，30 分ごとの発電量調整受電計画差対応補給電力量に(c)の発電量調整受電計画差対応補給電力料金単価を適用してえられる金額のその 1 月の合計といたします。
(c) 発電量調整受電計画差対応補給電力料金単価	(c) 発電量調整受電計画差対応補給電力料金単価
発電量調整受電計画差対応補給電力料金単価は，託送供給等約款料金算定規則第27条にもとづきインバランス料金として算定される金額に消費税等相当額を加えた金額とし，当社が30分ごとに設定するものといたします。	発電量調整受電計画差対応補給電力料金単価は，託送供給等約款料金算定規則第27条にもとづきインバランス料金として算定される金額に消費税等相当額を加えた金額とし，当社が30分ごとに設定するものといたします。
b 発電量調整受電計画差対応余剰電力	b 発電量調整受電計画差対応余剰電力
(a) 適用範囲	(a) 適用範囲
30分ごとの発電量調整受電電力量（配電事業者の約款に定める発電量調整受電電力量を含みます。）が，その30分の(5)ロの発電量調整受電計画電力量を上回る場合の送電超過分電力について，当社が購入する電気に適用いたします。	30分ごとの発電量調整受電電力量（配電事業者の約款に定める発電量調整受電電力量を含みます。）が，その30分の(5)ロの発電量調整受電計画電力量を上回る場合の送電超過分電力について，当社が購入する電気に適用いたします。
(b) 発電量調整受電計画差対応余剰電力料金	(b) 発電量調整受電計画差対応余剰電力料金
発電量調整受電計画差対応余剰電力料金は，30 分ごとの発電量調整受電計画差対応余剰電力量に(c)の発電量調整受電計画差対応余剰電力料金単価を適用してえられる金額のその 1 月の合計といたします。	発電量調整受電計画差対応余剰電力料金は，30 分ごとの発電量調整受電計画差対応余剰電力量に(c)の発電量調整受電計画差対応余剰電力料金単価を適用してえられる金額のその 1 月の合計といたします。
(c) 発電量調整受電計画差対応余剰電力料金単価	(c) 発電量調整受電計画差対応余剰電力料金単価
発電量調整受電計画差対応余剰電力料金単価は，託送供給等約款料金算定規則第27条にもとづきインバランス料金として算定される金額に消費税等相当額を加えた金額とし，当社が30分ごとに設定するものといたします。	発電量調整受電計画差対応余剰電力料金単価は，託送供給等約款料金算定規則第27条にもとづきインバランス料金として算定される金額に消費税等相当額を加えた金額とし，当社が30分ごとに設定するものといたします。
ロ 接続対象計画差対応電力	ロ 接続対象計画差対応電力
需要バランシンググループにおいて，接続対象計画差対応電力の算定上，24（接続対象計画差対応電力）にかかわらず，次のとおりといたします。	需要バランシンググループにおいて，接続対象計画差対応電力の算定上，24（接続対象計画差対応電力）にかかわらず，次のとおりといたします。
(ｲ) 適　　用	(ｲ) 適　　用
39（給電指令の実施等）(4)または配電事業者の約款にもとづき配電事業者が契約者に対して給電指令等	39（給電指令の実施等）(4)または配電事業者の約款にもとづき配電事業者が契約者に対して給電指令等

変更前（令和６年10月１日実施）	変更後（令和７年４月１日実施）
を実施することにより補給される電気を使用されていないときに適用いたします。	を実施することにより補給される電気を使用されていないときに適用いたします。
(ﾛ)　接続対象計画差対応電力	(ﾛ)　接続対象計画差対応電力
a　接続対象計画差対応補給電力	a　接続対象計画差対応補給電力
(a)　適用範囲 30分ごとの接続対象電力量（配電事業者の約款に定める接続対象電力量を含みます。）が，その30分の(5)ニの接続対象計画電力量を上回る場合に生じた不足電力の補給にあてるための電気に適用いたします。	(a)　適用範囲 30分ごとの接続対象電力量（配電事業者の約款に定める接続対象電力量を含みます。）が，その30分の(5)ニの接続対象計画電力量を上回る場合に生じた不足電力の補給にあてるための電気に適用いたします。
(b)　接続対象計画差対応補給電力料金 接続対象計画差対応補給電力料金は，30 分ごとの接続対象計画差対応補給電力量に(c)の接続対象計画差対応補給電力料金単価を適用してえられる金額のその１月の合計といたします。	(b)　接続対象計画差対応補給電力料金 接続対象計画差対応補給電力料金は，30 分ごとの接続対象計画差対応補給電力量に(c)の接続対象計画差対応補給電力料金単価を適用してえられる金額のその１月の合計といたします。
(c)　接続対象計画差対応補給電力料金単価 接続対象計画差対応補給電力料金単価は，託送供給等約款料金算定規則第27条にもとづきインバランス料金として算定される金額に消費税等相当額を加えた金額とし，当社が30分ごとに設定するものといたします。	(c)　接続対象計画差対応補給電力料金単価 接続対象計画差対応補給電力料金単価は，託送供給等約款料金算定規則第27条にもとづきインバランス料金として算定される金額に消費税等相当額を加えた金額とし，当社が30分ごとに設定するものといたします。
b　接続対象計画差対応余剰電力	b　接続対象計画差対応余剰電力
(a)　適用範囲 30分ごとの接続対象電力量（配電事業者の約款に定める接続対象電力量を含みます。）が，その30分の(5)ニの接続対象計画電力量を下回る場合の送電超過分電力について，当社が購入する電気に適用いたします。	(a)　適用範囲 30分ごとの接続対象電力量（配電事業者の約款に定める接続対象電力量を含みます。）が，その30分の(5)ニの接続対象計画電力量を下回る場合の送電超過分電力について，当社が購入する電気に適用いたします。
(b)　接続対象計画差対応余剰電力料金 接続対象計画差対応余剰電力料金は，30 分ごとの接続対象計画差対応余剰電力量に(c)の接続対象計画差対応余剰電力料金単価を適用してえられる金額のその１月の合計といたします。	(b)　接続対象計画差対応余剰電力料金 接続対象計画差対応余剰電力料金は，30 分ごとの接続対象計画差対応余剰電力量に(c)の接続対象計画差対応余剰電力料金単価を適用してえられる金額のその１月の合計といたします。
(c)　接続対象計画差対応余剰電力料金単価 接続対象計画差対応余剰電力料金単価は，託送供給等約款料金算定規則第27条にもとづきインバランス料金として算定される金額に消費税等相当額を加えた金額とし，当社が30分ごとに設定するものといたします。	(c)　接続対象計画差対応余剰電力料金単価 接続対象計画差対応余剰電力料金単価は，託送供給等約款料金算定規則第27条にもとづきインバランス料金として算定される金額に消費税等相当額を加えた金額とし，当社が30分ごとに設定するものといたします。
ハ　需要抑制量調整受電計画差対応電力 需要抑制バランシンググループにおいて，需要抑制量調整受電計画差対応電力の算定上，25（需要抑制量調整受電計画差対応電力）にかかわらず，次のとおりといたします。	ハ　需要抑制量調整受電計画差対応電力 需要抑制バランシンググループにおいて，需要抑制量調整受電計画差対応電力の算定上，25（需要抑制量調整受電計画差対応電力）にかかわらず，次のとおりといたします。
(ｲ)　適　　用 需要抑制バランシンググループに適用いたします。	(ｲ)　適　　用 需要抑制バランシンググループに適用いたします。
(ﾛ)　需要抑制量調整受電計画差対応電力	(ﾛ)　需要抑制量調整受電計画差対応電力
a　需要抑制量調整受電計画差対応補給電力	a　需要抑制量調整受電計画差対応補給電力
(a)　適用範囲 30分ごとの需要抑制量調整受電電力量（配電事業者の約款に定める需要抑制量調整受電電力量を含みます。）が，その30分の(5)への需要抑制量調整受電計画電力量を下回る場合に生じた不足電力の補給にあてるための電気に適用いたします。	(a)　適用範囲 30分ごとの需要抑制量調整受電電力量（配電事業者の約款に定める需要抑制量調整受電電力量を含みます。）が，その30分の(5)への需要抑制量調整受電計画電力量を下回る場合に生じた不足電力の補給にあてるための電気に適用いたします。

変更前（令和6年10月1日実施）	変更後（令和7年4月1日実施）
（b） 需要抑制量調整受電計画差対応補給電力料金 需要抑制量調整受電計画差対応補給電力料金は，30分ごとの需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量に(c)の需要抑制量調整受電計画差対応補給電力料金単価を適用してえられる金額のその 1 月の合計といたします。 （c） 需要抑制量調整受電計画差対応補給電力料金単価 需要抑制量調整受電計画差対応補給電力料金単価は，託送供給等約款料金算定規則第27条にもとづきインバランス料金として算定される金額に消費税等相当額を加えた金額とし，当社が30分ごとに設定するものといたします。 b 需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力 （a） 適用範囲 30分ごとの需要抑制量調整受電電力量（配電事業者の約款に定める需要抑制量調整受電電力量を含みます。）が，その30分の(5)への需要抑制量調整受電計画電力量を上回る場合の抑制超過分電力について，当社が購入する電気に適用いたします。 （b） 需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力料金 需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力料金は，30分ごとの需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量に(c)の需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力料金単価を適用してえられる金額のその 1 月の合計といたします。 （c） 需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力料金単価 需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力料金単価は，託送供給等約款料金算定規則第27条にもとづきインバランス料金として算定される金額に消費税等相当額を加えた金額とし，当社が30分ごとに設定するものといたします。 ニ 給電指令時補給電力 発電バランシンググループまたは需要バランシンググループにおいて，給電指令時補給電力の算定上，26（給電指令時補給電力）にかかわらず，次のとおりといたします。 （イ） 契約者に係る給電指令時補給電力料金 a 適用範囲 39（給電指令の実施等）(4)または配電事業者の約款にもとづき配電事業者が契約者に対して給電指令等を実施することにより補給される電気を使用されているときに適用いたします。 b 給電指令時補給電力料金 給電指令時補給電力料金は，c に定める30分ごとの給電指令時補給電力量に d の給電指令時補給電力料金単価を適用してえられる金額のその 1 月の合計といたします。 c 給電指令時補給電力量 給電指令時補給電力量は，給電指令等の間，(5)ヌにより30分ごとに算定された値といたします。 d 給電指令時補給電力料金単価 給電指令時補給電力料金単価は，託送供給等約款料金算定規則第27条にもとづきインバランス料金として算定される金額に消費税等相当額を加えた金額とし，当社が 30 分ごとに設定するものといたします。	（b） 需要抑制量調整受電計画差対応補給電力料金 需要抑制量調整受電計画差対応補給電力料金は，30分ごとの需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量に(c)の需要抑制量調整受電計画差対応補給電力料金単価を適用してえられる金額のその 1 月の合計といたします。 （c） 需要抑制量調整受電計画差対応補給電力料金単価 需要抑制量調整受電計画差対応補給電力料金単価は，託送供給等約款料金算定規則第27条にもとづきインバランス料金として算定される金額に消費税等相当額を加えた金額とし，当社が30分ごとに設定するものといたします。 b 需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力 （a） 適用範囲 30分ごとの需要抑制量調整受電電力量（配電事業者の約款に定める需要抑制量調整受電電力量を含みます。）が，その30分の(5)への需要抑制量調整受電計画電力量を上回る場合の抑制超過分電力について，当社が購入する電気に適用いたします。 （b） 需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力料金 需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力料金は，30分ごとの需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量に(c)の需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力料金単価を適用してえられる金額のその 1 月の合計といたします。 （c） 需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力料金単価 需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力料金単価は，託送供給等約款料金算定規則第27条にもとづきインバランス料金として算定される金額に消費税等相当額を加えた金額とし，当社が30分ごとに設定するものといたします。 ニ 給電指令時補給電力 発電バランシンググループまたは需要バランシンググループにおいて，給電指令時補給電力の算定上，26（給電指令時補給電力）にかかわらず，次のとおりといたします。 （イ） 契約者に係る給電指令時補給電力料金 a 適用範囲 39（給電指令の実施等）(4)または配電事業者の約款にもとづき配電事業者が契約者に対して給電指令等を実施することにより補給される電気を使用されているときに適用いたします。 b 給電指令時補給電力料金 給電指令時補給電力料金は，c に定める30分ごとの給電指令時補給電力量に d の給電指令時補給電力料金単価を適用してえられる金額のその 1 月の合計といたします。 c 給電指令時補給電力量 給電指令時補給電力量は，給電指令等の間，(5)ヌにより30分ごとに算定された値といたします。 d 給電指令時補給電力料金単価 給電指令時補給電力料金単価は，託送供給等約款料金算定規則第27条にもとづきインバランス料金として算定される金額に消費税等相当額を加えた金額とし，当社が 30 分ごとに設定するものといたします。

変更前（令和6年10月1日実施）	変更後（令和7年4月1日実施）
（ロ）　発電契約者に係る給電指令時補給電力料金	（ロ）　発電契約者に係る給電指令時補給電力料金
a　適用範囲	a　適用範囲
39（給電指令の実施等）(5)もしくは(6)または配電事業者の約款にもとづき配電事業者が発電契約者または配電事業者の約款に定める発電者に対して給電指令等を実施することにより補給される電気を使用されているときに，補給される電気を使用する発電バランシンググループに適用いたします。	39（給電指令の実施等）(5)もしくは(6)または配電事業者の約款にもとづき配電事業者が発電契約者または配電事業者の約款に定める発電者に対して給電指令等を実施することにより補給される電気を使用されているときに，補給される電気を使用する発電バランシンググループに適用いたします。
b　給電指令時補給電力料金	b　給電指令時補給電力料金
給電指令時補給電力料金は，cに定める30分ごとの給電指令時補給電力量にdの給電指令時補給電力料金単価を適用してえられる金額のその1月の合計といたします。	給電指令時補給電力料金は，cに定める30分ごとの給電指令時補給電力量にdの給電指令時補給電力料金単価を適用してえられる金額のその1月の合計といたします。
c　給電指令時補給電力量	c　給電指令時補給電力量
給電指令時補給電力量は，給電指令等の間，(5)チにより30分ごとに算定された値といたします。	給電指令時補給電力量は，給電指令等の間，(5)チにより30分ごとに算定された値といたします。
d　給電指令時補給電力料金単価	d　給電指令時補給電力料金単価
給電指令時補給電力料金単価は，託送供給等約款料金算定規則第27条にもとづきインバランス料金として算定される金額に消費税等相当額を加えた金額とし，当社が30分ごとに設定するものといたします。ただし，39（給電指令の実施等）(2)ホの場合で，ノンファーム電源（配電事業者の約款に定めるノンファーム電源を含みます。）に対して出力の抑制を実施したときは，39（給電指令の実施等）(5)により補給される電気を使用されているときの翌日取引を行なうための卸電力取引市場における30分ごとの売買取引の価格（売買取引に係る電力の受渡しが連系設備の送電容量等による制限を受けるものとして当社の供給区域において売買取引を行なうものに限ります。）に消費税等相当額を加えた金額とし，当社が30分ごとに設定するものといたします。また，当社もしくは配電事業者が指定する要件を有する発電設備等またはファーム電源（配電事業者の約款に定めるファーム電源を含みます。）であって別途当社もしくは配電事業者と給電指令時補給電力料金に関する契約を締結する設備については，当該契約によるものといたします。	給電指令時補給電力料金単価は，託送供給等約款料金算定規則第27条にもとづきインバランス料金として算定される金額に消費税等相当額を加えた金額とし，当社が30分ごとに設定するものといたします。ただし，39（給電指令の実施等）(2)ホの場合で，ノンファーム電源（配電事業者の約款に定めるノンファーム電源を含みます。）に対して出力の抑制を実施したときは，39（給電指令の実施等）(5)により補給される電気を使用されているときの翌日取引を行なうための卸電力取引市場における30分ごとの売買取引の価格（売買取引に係る電力の受渡しが連系設備の送電容量等による制限を受けるものとして当社の供給区域において売買取引を行なうものに限ります。）に消費税等相当額を加えた金額とし，当社が30分ごとに設定するものといたします。また，当社もしくは配電事業者が指定する要件を有する発電設備等またはファーム電源（配電事業者の約款に定めるファーム電源を含みます。）であって別途当社もしくは配電事業者と給電指令時補給電力料金に関する契約を締結する設備については，当該契約によるものといたします。
(5)　電力および電力量の算定	(5)　電力および電力量の算定
イ　発電量調整受電計画電力	イ　発電量調整受電計画電力
発電量調整受電計画電力は，31（電力および電力量の算定）(3)にかかわらず，ロの発電量調整受電計画電力量の値を2倍した値とし，30分ごとに算定いたします。	発電量調整受電計画電力は，31（電力および電力量の算定）(3)にかかわらず，ロの発電量調整受電計画電力量の値を2倍した値とし，30分ごとに算定いたします。
ロ　発電量調整受電計画電力量	ロ　発電量調整受電計画電力量
発電量調整受電計画電力量は，31（電力および電力量の算定）(4)ロにかかわらず，受電地点（配電事業者の約款に定める受電地点を含みます。）において当社および配電事業者が発電契約者から受電する電気の30分ごとの電力量の計画値（受電地点〔配電事業者の約款に定める受電地点を含みます。〕が複数ある場合はその合計といたします。）で，発電契約者があらかじめ電力広域的運営推進機関を通じて当社に通知する発電計画といたします。ただし，別表11（発電計画・調達計画・販売計画）に定める当日計画の発電計画と調達計画の合計値が30分ごとに販売計画の値と一致しない等の場合は，別表8（発電量調整受電計画電力量，接続対象計画電力量および需要抑制量調整受電計画電力量に関する取扱い）(1)のとおりといたします。	発電量調整受電計画電力量は，31（電力および電力量の算定）(4)ロにかかわらず，受電地点（配電事業者の約款に定める受電地点を含みます。）において当社および配電事業者が発電契約者から受電する電気の30分ごとの電力量の計画値（受電地点〔配電事業者の約款に定める受電地点を含みます。〕が複数ある場合はその合計といたします。）で，発電契約者があらかじめ電力広域的運営推進機関を通じて当社に通知する発電計画といたします。ただし，別表11（発電計画・調達計画・販売計画）に定める当日計画の発電計画と調達計画の合計値が30分ごとに販売計画の値と一致しない等の場合は，別表8（発電量調整受電計画電力量，接続対象計画電力量および需要抑制量調整受電計画電力量に関する取扱い）(1)のとおりといたします。
ハ　接続対象計画電力	ハ　接続対象計画電力
接続対象計画電力は，31（電力および電力量の算定）(11)にかかわらず，ニの接続対象計画電力量の値を2倍した値とし，30分ごとに算定いたします。	接続対象計画電力は，31（電力および電力量の算定）(11)にかかわらず，ニの接続対象計画電力量の値を2倍した値とし，30分ごとに算定いたします。

変更前（令和6年10月1日実施）	変更後（令和7年4月1日実施）
ニ　接続対象計画電力量 接続対象計画電力量は，31（電力および電力量の算定）(12)にかかわらず，30 分ごとの接続対象電力量の計画値（供給地点〔配電事業者の約款に定める供給地点を含みます。〕が複数ある場合はその合計といたします。）で，契約者があらかじめ電力広域的運営推進機関を通じて当社に通知する需要想定値といたします。ただし，別表 10（需要計画・調達計画・販売計画）に定める当日計画の需要想定値に対する取引計画（調達計画から販売計画を差し引いたものといたします。）が 30 分ごとに需要想定値と一致しない等の場合は，別表 8（発電量調整受電計画電力量，接続対象計画電力量および需要抑制量調整受電計画電力量に関する取扱い）(2)のとおりといたします。 ホ　需要抑制量調整受電計画電力 需要抑制量調整受電計画電力は，31（電力および電力量の算定）(15)にかかわらず，への需要抑制量調整受電計画電力量の値を 2 倍した値とし，30 分ごとに算定いたします。 ヘ　需要抑制量調整受電計画電力量 需要抑制量調整受電計画電力量は，31（電力および電力量の算定）(16)にかかわらず，当社および配電事業者が需要抑制契約者から受電する電気の 30 分ごとの電力量の計画値で，需要場所（配電事業者の約款に定める需要場所を含みます。）ごとに，需要抑制契約者があらかじめ電力広域的運営推進機関を通じて当社に通知する需要抑制計画値といたします。ただし，別表 12（需要抑制計画・調達計画・販売計画・ベースライン）に定める当日計画の調達計画が 30 分ごとに販売計画の値と一致しない等の場合は，別表 8（発電量調整受電計画電力量，接続対象計画電力量および需要抑制量調整受電計画電力量に関する取扱い）(3)のとおりといたします。 ト　ベースライン ベースラインは，31（電力および電力量の算定）(17)にかかわらず，需要抑制量調整供給に係る需要抑制を行なわない場合の需要場所（配電事業者の約款に定める需要場所を含みます。）に係る供給地点で計量される接続供給電力量（配電事業者の約款に定める接続供給電力量を含みます。）を損失率で修正した電力量の計画値で，需要場所（配電事業者の約款に定める需要場所を含みます。）ごと（15〔供給および契約の単位〕(1)イまたはロの場合は 1 接続送電サービスまたは 1 臨時接続送電サービスごとといたします。また，配電事業者の約款に定める需要場所に複数の接続送電サービス等が適用されている場合は，1 接続送電サービス等ごとといたします。）に，需要抑制契約者があらかじめ電力広域的運営推進機関を通じて当社に通知するものといたします。 チ　発電量調整受電計画差対応補給電力量 発電量調整受電計画差対応補給電力量は，31（電力および電力量の算定）(20)ロにかかわらず，次の(イ)，(ロ)および(ハ)によって算定された値とし，発電バランシンググループごとに算定いたします。 (イ)　30 分ごとに，受電地点（配電事業者の約款に定める受電地点を含みます。）で計量された電力量の合計がその 30 分における発電量調整受電計画電力量を下回る場合に，30 分ごとに，次の式により算定された値といたします。 発電量調整受電計画差対応補給電力量 ＝発電量調整受電計画電力量 － 発電量調整受電電力量	ニ　接続対象計画電力量 接続対象計画電力量は，31（電力および電力量の算定）(12)にかかわらず，30 分ごとの接続対象電力量の計画値（供給地点〔配電事業者の約款に定める供給地点を含みます。〕が複数ある場合はその合計といたします。）で，契約者があらかじめ電力広域的運営推進機関を通じて当社に通知する需要想定値といたします。ただし，別表 10（需要計画・調達計画・販売計画）に定める当日計画の需要想定値に対する取引計画（調達計画から販売計画を差し引いたものといたします。）が 30 分ごとに需要想定値と一致しない等の場合は，別表 8（発電量調整受電計画電力量，接続対象計画電力量および需要抑制量調整受電計画電力量に関する取扱い）(2)のとおりといたします。 ホ　需要抑制量調整受電計画電力 需要抑制量調整受電計画電力は，31（電力および電力量の算定）(15)にかかわらず，への需要抑制量調整受電計画電力量の値を 2 倍した値とし，30 分ごとに算定いたします。 ヘ　需要抑制量調整受電計画電力量 需要抑制量調整受電計画電力量は，31（電力および電力量の算定）(16)にかかわらず，当社および配電事業者が需要抑制契約者から受電する電気の 30 分ごとの電力量の計画値で，需要場所（配電事業者の約款に定める需要場所を含みます。）ごとに，需要抑制契約者があらかじめ電力広域的運営推進機関を通じて当社に通知する需要抑制計画値といたします。ただし，別表 12（需要抑制計画・調達計画・販売計画・ベースライン）に定める当日計画の調達計画が 30 分ごとに販売計画の値と一致しない等の場合は，別表 8（発電量調整受電計画電力量，接続対象計画電力量および需要抑制量調整受電計画電力量に関する取扱い）(3)のとおりといたします。 ト　ベースライン ベースラインは，31（電力および電力量の算定）(17)にかかわらず，需要抑制量調整供給に係る需要抑制を行なわない場合の需要場所（配電事業者の約款に定める需要場所を含みます。）に係る供給地点で計量される接続供給電力量（配電事業者の約款に定める接続供給電力量を含みます。）を損失率で修正した電力量の計画値で，需要場所（配電事業者の約款に定める需要場所を含みます。）ごと（15〔供給および契約の単位〕(1)イまたはロの場合は 1 接続送電サービスまたは 1 臨時接続送電サービスごとといたします。また，配電事業者の約款に定める需要場所に複数の接続送電サービス等が適用されている場合は，1 接続送電サービス等ごとといたします。）に，需要抑制契約者があらかじめ電力広域的運営推進機関を通じて当社に通知するものといたします。 チ　発電量調整受電計画差対応補給電力量 発電量調整受電計画差対応補給電力量は，31（電力および電力量の算定）(20)ロにかかわらず，次の(イ)，(ロ)および(ハ)によって算定された値とし，発電バランシンググループごとに算定いたします。 (イ)　30 分ごとに，受電地点（配電事業者の約款に定める受電地点を含みます。）で計量された電力量の合計がその 30 分における発電量調整受電計画電力量を下回る場合に，30 分ごとに，次の式により算定された値といたします。 発電量調整受電計画差対応補給電力量 ＝発電量調整受電計画電力量 － 発電量調整受電電力量

変更前（令和6年10月1日実施）	変更後（令和7年4月1日実施）
(ロ)　次の場合で，当社または配電事業者が給電指令時補給を行なったときは，発電量調整受電計画差対応補給電力量の算定上，当該発電設備等の 30 分ごとの発電量調整受電計画電力量を当該受電地点における 30 分ごとの発電量調整受電電力量とみなします。この場合，当該発電設備等の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量の算定上，当該受電地点のみによる発電バランシンググループが設定されているとみなし，その発電量調整受電計画差対応補給電力量は，30 分ごとに，次の式により算定された値といたします。 発電量調整受電計画差対応補給電力量 ＝発電量調整受電計画電力量－発電量調整受電電力量 a　当社または配電事業者が指定する要件を有する発電設備等であって別途当社または配電事業者と給電指令時補給電力料金に関する契約を締結する設備に対して出力の抑制を実施した場合 b　39（給電指令の実施等）(2)イの場合で，原則として 30 分ごとの実需給の開始時刻の 1 時間前以降に発電量調整供給に係る発電設備等に対してＮ－1 電制（配電事業者の約款に定めるＮ－1 電制を含みます。）を実施したとき。 c　39（給電指令の実施等）(2)ホの場合で，発電量調整供給に係る発電設備等（配電事業者の約款に定める発電量調整供給に係る発電設備等を含みます。）に対して出力の抑制を実施したとき。 d　39（給電指令の実施等）(2)への場合で，ファーム電源（配電事業者の約款に定めるファーム電源を含みます。）に対して出力の抑制を実施したとき。	(ロ)　次の場合で，当社または配電事業者が給電指令時補給を行なったときは，発電量調整受電計画差対応補給電力量の算定上，当該発電設備等の 30 分ごとの発電量調整受電計画電力量を当該受電地点における 30 分ごとの発電量調整受電電力量とみなします。この場合，当該発電設備等の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量の算定上，当該受電地点のみによる発電バランシンググループが設定されているとみなし，その発電量調整受電計画差対応補給電力量は，30 分ごとに，次の式により算定された値といたします。 発電量調整受電計画差対応補給電力量 ＝発電量調整受電計画電力量－発電量調整受電電力量 a　当社または配電事業者が指定する要件を有する発電設備等であって別途当社または配電事業者と給電指令時補給電力料金に関する契約を締結する設備に対して出力の抑制を実施した場合 b　39（給電指令の実施等）(2)イの場合で，原則として 30 分ごとの実需給の開始時刻の 1 時間前以降に発電量調整供給に係る発電設備等に対してＮ－1 電制（配電事業者の約款に定めるＮ－1 電制を含みます。）を実施したとき。 c　39（給電指令の実施等）(2)ホの場合で，発電量調整供給に係る発電設備等（配電事業者の約款に定める発電量調整供給に係る発電設備等を含みます。）に対して出力の抑制を実施したとき。 d　39（給電指令の実施等）(2)への場合で，ファーム電源（配電事業者の約款に定めるファーム電源を含みます。）に対して出力の抑制を実施したとき。
(ハ)　次の場合で，当社または配電事業者が給電指令時補給を行なったときは，発電量調整受電計画差対応補給電力量の算定上，当該発電設備等の 30 分ごとの発電量調整受電計画電力量を当該受電地点における 30 分ごとの発電量調整受電電力量とみなします。この場合，当該発電設備等の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量の算定上，当該受電地点のみによる発電バランシンググループが設定されているとみなし，その発電量調整受電計画差対応補給電力量は，30 分ごとに，次により算定された値といたします。 a　当社または配電事業者が 39（給電指令の実施等）(2)イ，ロ，ハまたはトの場合の給電指令等および 39（給電指令の実施等）(2)ホの場合の給電指令等により，同時に出力の抑制を実施した場合 （a）　発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が，39（給電指令の実施等）(2)ホによる出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）を下回る場合 39（給電指令の実施等）(2)ホによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，次の式により算定された値とし，39（給電指令の実施等）(2)イ，ロ，ハまたはトによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，零といたします。	(ハ)　次の場合で，当社または配電事業者が給電指令時補給を行なったときは，発電量調整受電計画差対応補給電力量の算定上，当該発電設備等の 30 分ごとの発電量調整受電計画電力量を当該受電地点における 30 分ごとの発電量調整受電電力量とみなします。この場合，当該発電設備等の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量の算定上，当該受電地点のみによる発電バランシンググループが設定されているとみなし，その発電量調整受電計画差対応補給電力量は，30 分ごとに，次により算定された値といたします。 a　当社または配電事業者が 39（給電指令の実施等）(2)イ，ロ，ハまたはトの場合の給電指令等および 39（給電指令の実施等）(2)ホの場合の給電指令等により，同時に出力の抑制を実施した場合 （a）　発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が，39（給電指令の実施等）(2)ホによる出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）を下回る場合 39（給電指令の実施等）(2)ホによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，次の式により算定された値とし，39（給電指令の実施等）(2)イ，ロ，ハまたはトによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，零といたします。

変更前（令和6年10月1日実施）	変更後（令和7年4月1日実施）
発電量調整受電計画差対応補給電力量 ＝発電量調整受電計画電力量－発電量調整受電電力量	発電量調整受電計画差対応補給電力量 ＝発電量調整受電計画電力量－発電量調整受電電力量
(b)　発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が，39（給電指令の実施等）(2)ホによる出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）と一致または上回る場合 39（給電指令の実施等）(2)ホによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，39（給電指令の実施等）(2)ホによる出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）とし，39（給電指令の実施等）(2)イ，ロ，ハまたはトによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，次の式により算定された値といたします。 発電量調整受電計画差対応補給電力量 ＝発電量調整受電計画電力量 －39（給電指令の実施等）(2)ホによる出力抑制対象電力量 －発電量調整受電電力量	(b)　発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が，39（給電指令の実施等）(2)ホによる出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）と一致または上回る場合 39（給電指令の実施等）(2)ホによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，39（給電指令の実施等）(2)ホによる出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）とし，39（給電指令の実施等）(2)イ，ロ，ハまたはトによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，次の式により算定された値といたします。 発電量調整受電計画差対応補給電力量 ＝発電量調整受電計画電力量 －39（給電指令の実施等）(2)ホによる出力抑制対象電力量 －発電量調整受電電力量
b　当社または配電事業者がファーム電源（配電事業者の約款に定めるファーム電源を含みます。）に対して，39（給電指令の実施等）(2)イ，ロ，ハまたはトの場合の給電指令等および39（給電指令の実施等）(2)への場合の給電指令等により，同時に出力の抑制を実施した場合	b　当社または配電事業者がファーム電源（配電事業者の約款に定めるファーム電源を含みます。）に対して，39（給電指令の実施等）(2)イ，ロ，ハまたはトの場合の給電指令等および39（給電指令の実施等）(2)への場合の給電指令等により，同時に出力の抑制を実施した場合
(a)　発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が，39（給電指令の実施等）(2)へによる出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）を下回る場合 39（給電指令の実施等）(2)へによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，次の式により算定された値とし，39（給電指令の実施等）(2)イ，ロ，ハまたはトによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，零といたします。 発電量調整受電計画差対応補給電力量 ＝発電量調整受電計画電力量－発電量調整受電電力量	(a)　発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が，39（給電指令の実施等）(2)へによる出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）を下回る場合 39（給電指令の実施等）(2)へによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，次の式により算定された値とし，39（給電指令の実施等）(2)イ，ロ，ハまたはトによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，零といたします。 発電量調整受電計画差対応補給電力量 ＝発電量調整受電計画電力量－発電量調整受電電力量
(b)　発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が，39（給電指令の実施等）(2)へによる出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）と一致または上回る場合 39（給電指令の実施等）(2)へによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，39（給電指令の実施等）(2)への出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）とし，39（給電指令の実施等）(2)イ，ロ，	(b)　発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が，39（給電指令の実施等）(2)へによる出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）と一致または上回る場合 39（給電指令の実施等）(2)へによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，39（給電指令の実施等）(2)への出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）とし，39（給電指令の実施等）(2)イ，ロ，

変更前（令和6年10月1日実施）	変更後（令和7年4月1日実施）
ハまたはトによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，次の式により算定された値といたします。 発電量調整受電計画差対応補給電力量 ＝発電量調整受電計画電力量 －39（給電指令の実施等）(2)へによる出力抑制対象電力量 －発電量調整受電電力量	ハまたはトによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，次の式により算定された値といたします。 発電量調整受電計画差対応補給電力量 ＝発電量調整受電計画電力量 －39（給電指令の実施等）(2)へによる出力抑制対象電力量 －発電量調整受電電力量
c　当社または配電事業者がノンファーム電源（配電事業者の約款に定めるノンファーム電源を含みます。）であり，かつ，当社または配電事業者が指定する要件を有する発電設備等であって別途当社または配電事業者と給電指令時補給電力料金に関する契約を締結する設備に対して，39（給電指令の実施等）(2)への場合の給電指令等および39（給電指令の実施等）(2)トの場合の給電指令等により，同時に出力の抑制を実施した場合	c　当社または配電事業者がノンファーム電源（配電事業者の約款に定めるノンファーム電源を含みます。）であり，かつ，当社または配電事業者が指定する要件を有する発電設備等であって別途当社または配電事業者と給電指令時補給電力料金に関する契約を締結する設備に対して，39（給電指令の実施等）(2)への場合の給電指令等および39（給電指令の実施等）(2)トの場合の給電指令等により，同時に出力の抑制を実施した場合
(a)　発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が，39（給電指令の実施等）(2)へによる出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）を下回る場合 39（給電指令の実施等）(2)へによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，次の式により算定された値とし，39（給電指令の実施等）(2)トによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，零といたします。 発電量調整受電計画差対応補給電力量 ＝発電量調整受電計画電力量－発電量調整受電電力量	(a)　発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が，39（給電指令の実施等）(2)へによる出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）を下回る場合 39（給電指令の実施等）(2)へによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，次の式により算定された値とし，39（給電指令の実施等）(2)トによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，零といたします。 発電量調整受電計画差対応補給電力量 ＝発電量調整受電計画電力量－発電量調整受電電力量
(b)　発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が，39（給電指令の実施等）(2)へによる出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）と一致または上回る場合 39（給電指令の実施等）(2)へによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，39（給電指令の実施等）(2)への場合の給電指令等による出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）とし，39（給電指令の実施等）(2)トによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，次の式により算定された値といたします。 発電量調整受電計画差対応補給電力量 ＝発電量調整受電計画電力量 －39（給電指令の実施等）(2)へによる出力抑制対象電力量 －発電量調整受電電力量	(b)　発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が，39（給電指令の実施等）(2)へによる出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）と一致または上回る場合 39（給電指令の実施等）(2)へによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，39（給電指令の実施等）(2)への場合の給電指令等による出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）とし，39（給電指令の実施等）(2)トによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，次の式により算定された値といたします。 発電量調整受電計画差対応補給電力量 ＝発電量調整受電計画電力量 －39（給電指令の実施等）(2)へによる出力抑制対象電力量 －発電量調整受電電力量

変更前（令和6年10月1日実施）	変更後（令和7年4月1日実施）
d　当社または配電事業者が39（給電指令の実施等）(2)ホの場合の給電指令等および39（給電指令の実施等）(2)への場合の給電指令等により，同時に出力の抑制を実施した場合	d　当社または配電事業者が39（給電指令の実施等）(2)ホの場合の給電指令等および39（給電指令の実施等）(2)への場合の給電指令等により，同時に出力の抑制を実施した場合
(a)　発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が，39（給電指令の実施等）(2)へによる出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）を下回る場合 39（給電指令の実施等）(2)へによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，次の式により算定された値とし，39（給電指令の実施等）(2)ホによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，零といたします。 発電量調整受電計画差対応補給電力量 ＝発電量調整受電計画電力量－発電量調整受電電力量	(a)　発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が，39（給電指令の実施等）(2)へによる出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）を下回る場合 39（給電指令の実施等）(2)へによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，次の式により算定された値とし，39（給電指令の実施等）(2)ホによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，零といたします。 発電量調整受電計画差対応補給電力量 ＝発電量調整受電計画電力量－発電量調整受電電力量
(b)　発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が，39（給電指令の実施等）(2)へによる出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）と一致または上回る場合 39（給電指令の実施等）(2)へによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，39（給電指令の実施等）(2)へによる出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）とし，39（給電指令の実施等）(2)ホによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，次の式により算定された値といたします。 発電量調整受電計画差対応補給電力量 ＝発電量調整受電計画電力量 －39（給電指令の実施等）(2)へによる出力抑制対象電力量 －発電量調整受電電力量	(b)　発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が，39（給電指令の実施等）(2)へによる出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）と一致または上回る場合 39（給電指令の実施等）(2)へによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，39（給電指令の実施等）(2)へによる出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）とし，39（給電指令の実施等）(2)ホによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，次の式により算定された値といたします。 発電量調整受電計画差対応補給電力量 ＝発電量調整受電計画電力量 －39（給電指令の実施等）(2)へによる出力抑制対象電力量 －発電量調整受電電力量
e　当社または配電事業者が39（給電指令の実施等）(2)イ，ロ，ハまたはトの場合の給電指令等，39（給電指令の実施等）(2)ホの場合の給電指令等および39（給電指令の実施等）(2)への場合の給電指令等により，同時に出力の抑制を実施した場合	e　当社または配電事業者が39（給電指令の実施等）(2)イ，ロ，ハまたはトの場合の給電指令等，39（給電指令の実施等）(2)ホの場合の給電指令等および39（給電指令の実施等）(2)への場合の給電指令等により，同時に出力の抑制を実施した場合
(a)　発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が，39（給電指令の実施等）(2)へによる出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）を下回る場合 39（給電指令の実施等）(2)へによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，次の式により算定された値とし，39（給電指令の実施等）(2)イ，ロ，ハまたはトによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給および 39（給電指令の実施等）(2)ホによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量	(a)　発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が，39（給電指令の実施等）(2)へによる出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）を下回る場合 39（給電指令の実施等）(2)へによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，次の式により算定された値とし，39（給電指令の実施等）(2)イ，ロ，ハまたはトによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給および 39（給電指令の実施等）(2)ホによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量

変更前（令和６年10月１日実施）	変更後（令和７年４月１日実施）
は，零といたします。 発電量調整受電計画差対応補給電力量 ＝発電量調整受電計画電力量－発電量調整受電電力量 (b)　発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が，39（給電指令の実施等）(2)へによる出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）と一致または上回り，かつ，39（給電指令の実施等）(2)へによる出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）に39（給電指令の実施等）(2)ホによる出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）を加えた値を下回る場合 39（給電指令の実施等）(2)へによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，39（給電指令の実施等）(2)へによる出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）とし，39（給電指令の実施等）(2)ホによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，次の式により算定された値とし，39（給電指令の実施等）(2)イ，ロ，ハまたはトによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，零といたします。 発電量調整受電計画差対応補給電力量 ＝発電量調整受電計画電力量 －39（給電指令の実施等）(2)へによる出力抑制対象電力量 －発電量調整受電電力量 (c)　発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が，39（給電指令の実施等）(2)へによる出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）に39（給電指令の実施等）(2)ホによる出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）を加えた値と一致または上回る場合 39（給電指令の実施等）(2)ホによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，39（給電指令の実施等）(2)ホによる出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）とし，39（給電指令の実施等）(2)へによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は,39(給電指令の実施等)(2)へによる出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）とし，39（給電指令の実施等）(2)イ，ロ，ハまたはトによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，次の式により算定された値といたします。	は，零といたします。 発電量調整受電計画差対応補給電力量 ＝発電量調整受電計画電力量－発電量調整受電電力量 (b)　発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が，39（給電指令の実施等）(2)へによる出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）と一致または上回り，かつ，39（給電指令の実施等）(2)へによる出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）に39（給電指令の実施等）(2)ホによる出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）を加えた値を下回る場合 39（給電指令の実施等）(2)へによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，39（給電指令の実施等）(2)へによる出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）とし，39（給電指令の実施等）(2)ホによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，次の式により算定された値とし，39（給電指令の実施等）(2)イ，ロ，ハまたはトによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，零といたします。 発電量調整受電計画差対応補給電力量 ＝発電量調整受電計画電力量 －39（給電指令の実施等）(2)へによる出力抑制対象電力量 －発電量調整受電電力量 (c)　発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が，39（給電指令の実施等）(2)へによる出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）に39（給電指令の実施等）(2)ホによる出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）を加えた値と一致または上回る場合 39（給電指令の実施等）(2)ホによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，39（給電指令の実施等）(2)ホによる出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）とし，39（給電指令の実施等）(2)へによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は,39(給電指令の実施等)(2)へによる出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）とし，39（給電指令の実施等）(2)イ，ロ，ハまたはトによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，次の式により算定された値といたします。

変更前（令和６年10月１日実施）	変更後（令和７年４月１日実施）
発電量調整受電計画差対応補給電力量 ＝発電量調整受電計画電力量 －39（給電指令の実施等）(2)ホによる出力抑制対象電力量 －39（給電指令の実施等）(2)へによる出力抑制対象電力量 －発電量調整受電電力量	発電量調整受電計画差対応補給電力量 ＝発電量調整受電計画電力量 －39（給電指令の実施等）(2)ホによる出力抑制対象電力量 －39（給電指令の実施等）(2)へによる出力抑制対象電力量 －発電量調整受電電力量
リ　発電量調整受電計画差対応余剰電力量 発電量調整受電計画差対応余剰電力量は，31（電力および電力量の算定）(21)ロにかかわらず，30 分ごとに，受電地点（配電事業者の約款に定める受電地点を含みます。）で計量された電力量の合計がその 30 分における発電量調整受電計画電力量を上回る場合に，30 分ごとに，次の式により算定された値とし，発電バランシンググループごとに算定いたします。ただし，当社もしくは配電事業者が指定する要件を有する発電設備等であって別途当社もしくは配電事業者と給電指令時補給電力料金に関する契約を締結する設備に対して出力の抑制を実施し，当社もしくは配電事業者が給電指令時補給を行なった場合，39（給電指令の実施等）(2)イの場合で，原則として 30 分ごとの実需給の開始時刻の１時間前以降に発電量調整供給に係る発電設備等に対してＮ－1 電制（配電事業者の約款に定めるＮ－1 電制を含みます。）を実施し，当社もしくは配電事業者が給電指令時補給を行なったとき，39（給電指令の実施等）(2)ホの場合で，発電量調整供給に係る発電設備等に対して出力の抑制を実施し，当社もしくは配電事業者が給電指令時補給を行なったときまたは 39（給電指令の実施等）(2)への場合で，ファーム電源（配電事業者の約款に定めるファーム電源を含みます。）に対して出力の抑制を実施し，当社もしくは配電事業者が給電指令時補給を行なったときは，発電量調整受電計画差対応余剰電力量の算定上，当該発電設備等の 30 分ごとの発電量調整受電計画電力量を当該受電地点における 30 分ごとの発電量調整受電電力量とみなします。この場合，当該発電設備等の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量の算定上，当該受電地点のみによる発電バランシンググループが設定されているとみなし，その発電量調整受電計画差対応補給電力量の算定は，チによるものといたします。 発電量調整受電計画差対応余剰電力量 ＝発電量調整受電電力量 － 発電量調整受電計画電力量	リ　発電量調整受電計画差対応余剰電力量 発電量調整受電計画差対応余剰電力量は，31（電力および電力量の算定）(21)ロにかかわらず，30 分ごとに，受電地点（配電事業者の約款に定める受電地点を含みます。）で計量された電力量の合計がその 30 分における発電量調整受電計画電力量を上回る場合に，30 分ごとに，次の式により算定された値とし，発電バランシンググループごとに算定いたします。ただし，当社もしくは配電事業者が指定する要件を有する発電設備等であって別途当社もしくは配電事業者と給電指令時補給電力料金に関する契約を締結する設備に対して出力の抑制を実施し，当社もしくは配電事業者が給電指令時補給を行なった場合，39（給電指令の実施等）(2)イの場合で，原則として 30 分ごとの実需給の開始時刻の１時間前以降に発電量調整供給に係る発電設備等に対してＮ－1 電制（配電事業者の約款に定めるＮ－1 電制を含みます。）を実施し，当社もしくは配電事業者が給電指令時補給を行なったとき，39（給電指令の実施等）(2)ホの場合で，発電量調整供給に係る発電設備等に対して出力の抑制を実施し，当社もしくは配電事業者が給電指令時補給を行なったときまたは 39（給電指令の実施等）(2)への場合で，ファーム電源（配電事業者の約款に定めるファーム電源を含みます。）に対して出力の抑制を実施し，当社もしくは配電事業者が給電指令時補給を行なったときは，発電量調整受電計画差対応余剰電力量の算定上，当該発電設備等の 30 分ごとの発電量調整受電計画電力量を当該受電地点における 30 分ごとの発電量調整受電電力量とみなします。この場合，当該発電設備等の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量の算定上，当該受電地点のみによる発電バランシンググループが設定されているとみなし，その発電量調整受電計画差対応補給電力量の算定は，チによるものといたします。 発電量調整受電計画差対応余剰電力量 ＝発電量調整受電電力量 － 発電量調整受電計画電力量
ヌ　接続対象計画差対応補給電力量 接続対象計画差対応補給電力量は，31（電力および電力量の算定）(22)にかかわらず，30 分ごとの接続対象電力量（配電事業者の約款に定める接続対象電力量を含みます。）がその 30 分における接続対象計画電力量を上回る場合に，30 分ごとに，次の式により算定された値といたします。ただし，接続対象計画差対応補給電力量の算定上，当社または配電事業者が調整負荷の使用に係る調整を行なった場合は，31（電力および電力量の算定）(8)にかかわらず，当該供給地点（配電事業者の約款に定める供給地点を含みます。）で計量された 30 分ごとの電力量に当社または配電事業者が行なった電気の使用に係る調整にもとづきその 30 分ごとに算定された値を加えた値を，当該供給地点におけるその 30 分ごとの接続供給電力量とみなし，接続対象電力量を算定いたします。	ヌ　接続対象計画差対応補給電力量 接続対象計画差対応補給電力量は，31（電力および電力量の算定）(22)にかかわらず，30 分ごとの接続対象電力量（配電事業者の約款に定める接続対象電力量を含みます。）がその 30 分における接続対象計画電力量を上回る場合に，30 分ごとに，次の式により算定された値といたします。ただし，接続対象計画差対応補給電力量の算定上，当社または配電事業者が調整負荷の使用に係る調整を行なった場合は，31（電力および電力量の算定）(8)にかかわらず，当該供給地点（配電事業者の約款に定める供給地点を含みます。）で計量された 30 分ごとの電力量に当社または配電事業者が行なった電気の使用に係る調整にもとづきその 30 分ごとに算定された値を加えた値を，当該供給地点におけるその 30 分ごとの接続供給電力量とみなし，接続対象電力量を算定いたします。

変更前（令和６年10月１日実施）	変更後（令和７年４月１日実施）
接続対象計画差対応補給電力量＝ 接続対象電力量 － 接続対象計画電力量	接続対象計画差対応補給電力量＝ 接続対象電力量 － 接続対象計画電力量
ル　接続対象計画差対応余剰電力量 接続対象計画差対応余剰電力量は，31（電力および電力量の算定）(23)にかかわらず，30 分ごとの接続対象電力量（配電事業者の約款に定める接続対象電力量を含みます。）がその 30 分における接続対象計画電力量を下回る場合に，30 分ごとに，次の式により算定された値といたします。ただし，接続対象計画差対応余剰電力量の算定上，当社または配電事業者が調整負荷の使用に係る調整を行なった場合は，31（電力および電力量の算定）(8)にかかわらず，当該供給地点（配電事業者の約款に定める供給地点を含みます。）で計量された 30 分ごとの電力量に当社または配電事業者が行なった電気の使用に係る調整にもとづきその 30 分ごとに算定された値を加えた値を，当該供給地点におけるその 30 分ごとの接続供給電力量とみなし，接続対象電力量を算定いたします。	ル　接続対象計画差対応余剰電力量 接続対象計画差対応余剰電力量は，31（電力および電力量の算定）(23)にかかわらず，30 分ごとの接続対象電力量（配電事業者の約款に定める接続対象電力量を含みます。）がその 30 分における接続対象計画電力量を下回る場合に，30 分ごとに，次の式により算定された値といたします。ただし，接続対象計画差対応余剰電力量の算定上，当社または配電事業者が調整負荷の使用に係る調整を行なった場合は，31（電力および電力量の算定）(8)にかかわらず，当該供給地点（配電事業者の約款に定める供給地点を含みます。）で計量された 30 分ごとの電力量に当社または配電事業者が行なった電気の使用に係る調整にもとづきその 30 分ごとに算定された値を加えた値を，当該供給地点におけるその 30 分ごとの接続供給電力量とみなし，接続対象電力量を算定いたします。
接続対象計画差対応余剰電力量＝ 接続対象計画電力量 － 接続対象電力量	接続対象計画差対応余剰電力量＝ 接続対象計画電力量 － 接続対象電力量
ヲ　需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量 需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量は，31（電力および電力量の算定）(24)にかかわらず，30 分ごとの需要抑制量調整受電電力量（配電事業者の約款に定める需要抑制量調整受電電力量を含みます。）がその 30 分における需要抑制量調整受電計画電力量を下回る場合に，需要抑制バランシンググループごとに，30 分ごとに，次の式により算定された値の合計といたします。ただし，需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量の算定上，当社または配電事業者が調整負荷の使用に係る調整を行なった場合は，31（電力および電力量の算定）(14)イまたはロにかかわらず，当該需要場所（配電事業者の約款に定める需要場所を含みます。）に係る接続供給電力量を損失率で修正した値が，ベースラインを上回るとき，またはベースラインを下回り，かつ，ベースラインから需要抑制量調整受電計画電力量を差し引いた値を上回るときは，当該需要場所に係る需要抑制量調整受電計画電力量を当該需要場所に係る需要抑制量調整受電電力量とみなします。 需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量 ＝需要抑制量調整受電計画電力量 － 需要抑制量調整受電電力量 ただし，需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量の算定方法として 31（電力および電力量の算定）(14)ロを適用し，かつ，配電事業者の約款に定める需要抑制量調整受電計画電力量を上限としない算定方法を適用している場合で，30 分ごとの需要抑制量調整受電電力量が零となるときの上式は，次のとおりといたします。 需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量 ＝需要抑制量調整受電計画電力量 ＋｛接続供給電力量×　1 ／（1 － 損失率（32〔損失率〕に定める損失率といたします。））｝ － ベースライン	ヲ　需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量 需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量は，31（電力および電力量の算定）(24)にかかわらず，30 分ごとの需要抑制量調整受電電力量（配電事業者の約款に定める需要抑制量調整受電電力量を含みます。）がその 30 分における需要抑制量調整受電計画電力量を下回る場合に，需要抑制バランシンググループごとに，30 分ごとに，次の式により算定された値の合計といたします。ただし，需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量の算定上，当社または配電事業者が調整負荷の使用に係る調整を行なった場合は，31（電力および電力量の算定）(14)イまたはロにかかわらず，当該需要場所（配電事業者の約款に定める需要場所を含みます。）に係る接続供給電力量を損失率で修正した値が，ベースラインを上回るとき，またはベースラインを下回り，かつ，ベースラインから需要抑制量調整受電計画電力量を差し引いた値を上回るときは，当該需要場所に係る需要抑制量調整受電計画電力量を当該需要場所に係る需要抑制量調整受電電力量とみなします。 需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量 ＝需要抑制量調整受電計画電力量 － 需要抑制量調整受電電力量 ただし，需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量の算定方法として 31（電力および電力量の算定）(14)ロを適用し，かつ，配電事業者の約款に定める需要抑制量調整受電計画電力量を上限としない算定方法を適用している場合で，30 分ごとの需要抑制量調整受電電力量が零となるときの上式は，次のとおりといたします。 需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量 ＝需要抑制量調整受電計画電力量 ＋｛接続供給電力量×　1 ／（1 － 損失率（32〔損失率〕に定める損失率といたします。））｝ － ベースライン

変更前（令和6年10月1日実施）	変更後（令和7年4月1日実施）
ワ　需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量 需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量は，31（電力および電力量の算定）(25)にかかわらず，30 分ごとの需要抑制量調整受電電力量（配電事業者の約款に定める需要抑制量調整受電電力量を含みます。）がその30 分における需要抑制量調整受電計画電力量を上回る場合に，需要抑制バランシンググループごとに，30分ごとに，次の式により算定された値の合計といたします。ただし，需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量の算定上，当社または配電事業者が調整負荷の使用に係る調整を行なった場合は，31（電力および電力量の算定）(14)ロにかかわらず，当該需要場所（配電事業者の約款に定める需要場所を含みます。）に係る接続供給電力量を損失率で修正した値が，ベースラインの値から需要抑制量調整受電計画電力量を差し引いた値を下回るときは，当該需要場所に係る需要抑制量調整受電計画電力量を当該需要場所に係る需要抑制量調整受電電力量とみなします。 需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量 ＝需要抑制量調整受電電力量－ 需要抑制量調整受電計画電力量	ワ　需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量 需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量は，31（電力および電力量の算定）(25)にかかわらず，30 分ごとの需要抑制量調整受電電力量（配電事業者の約款に定める需要抑制量調整受電電力量を含みます。）がその30 分における需要抑制量調整受電計画電力量を上回る場合に，需要抑制バランシンググループごとに，30分ごとに，次の式により算定された値の合計といたします。ただし，需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量の算定上，当社または配電事業者が調整負荷の使用に係る調整を行なった場合は，31（電力および電力量の算定）(14)ロにかかわらず，当該需要場所（配電事業者の約款に定める需要場所を含みます。）に係る接続供給電力量を損失率で修正した値が，ベースラインの値から需要抑制量調整受電計画電力量を差し引いた値を下回るときは，当該需要場所に係る需要抑制量調整受電計画電力量を当該需要場所に係る需要抑制量調整受電電力量とみなします。 需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量 ＝需要抑制量調整受電電力量－ 需要抑制量調整受電計画電力量
(6)　託送供給等の実施 イ　接続供給の場合，契約者は，別表 10（需要計画・調達計画・販売計画）の需要想定値および需要想定値に対する調達計画・販売計画における接続対象電力または接続対象電力量に，配電事業者の約款に定める接続対象電力または接続対象電力量を含めていただきます。 ロ　発電量調整供給の場合，発電契約者は，別表 11（発電計画・調達計画・販売計画）の発電計画および調達計画・販売計画における発電量調整受電電力または発電量調整受電電力量に，配電事業者の約款に定める発電量調整受電電力または発電量調整受電電力量を含めていただきます。 ハ　需要抑制量調整供給の場合，需要抑制契約者は，別表 12（需要抑制計画・調達計画・販売計画・ベースライン）の需要抑制計画および調達計画・販売計画における需要抑制量調整受電電力または需要抑制量調整受電電力量に，配電事業者の約款に定める需要抑制量調整受電電力または需要抑制量調整受電電力量を含めていただきます。	(6)　託送供給等の実施 イ　接続供給の場合，契約者は，別表 10（需要計画・調達計画・販売計画）の需要想定値および需要想定値に対する調達計画・販売計画における接続対象電力または接続対象電力量に，配電事業者の約款に定める接続対象電力または接続対象電力量を含めていただきます。 ロ　発電量調整供給の場合，発電契約者は，別表 11（発電計画・調達計画・販売計画）の発電計画および調達計画・販売計画における発電量調整受電電力または発電量調整受電電力量に，配電事業者の約款に定める発電量調整受電電力または発電量調整受電電力量を含めていただきます。 ハ　需要抑制量調整供給の場合，需要抑制契約者は，別表 12（需要抑制計画・調達計画・販売計画・ベースライン）の需要抑制計画および調達計画・販売計画における需要抑制量調整受電電力または需要抑制量調整受電電力量に，配電事業者の約款に定める需要抑制量調整受電電力または需要抑制量調整受電電力量を含めていただきます。
(7)　解　約　等 当社は，契約者，発電契約者または需要抑制契約者が次のいずれかに該当し，当社が契約者，発電契約者または需要抑制契約者にその改善を求めた場合で，40（適正契約の保持等）に定める適正契約への変更および適正な使用状態，発電・放電状態または需要抑制状態への修正に応じていただけないときには，55（解約等）(1)ハ(イ)，(ロ)，(ハ)または(ニ)にかかわらず，接続供給契約，振替供給契約，発電量調整供給契約または需要抑制量調整供給契約を解約することがあります。 イ　託送供給の場合は，8（契約の要件）(1)を，発電量調整供給の場合は，8（契約の要件）(2)を，需要抑制量調整供給の場合は，8（契約の要件）(4)ロ，ハ，ニもしくはホまたは(2)を欠くに至った場合 ロ　接続供給の場合で，頻繁に接続対象電力量（配電事業者の約款に定める接続対象電力量を含みます。）と接続対象計画電力量との間に著しい差が生じるとき。 ハ　発電量調整供給の場合で，頻繁に発電量調整受電電力量（配電事業者の約款に定める発電量調整受電電力量を含みます。）と発電量調整受電計画電力量との間に著しい差が生じるとき。	(7)　解　約　等 当社は，契約者，発電契約者または需要抑制契約者が次のいずれかに該当し，当社が契約者，発電契約者または需要抑制契約者にその改善を求めた場合で，40（適正契約の保持等）に定める適正契約への変更および適正な使用状態，発電・放電状態または需要抑制状態への修正に応じていただけないときには，55（解約等）(1)ハ(イ)，(ロ)，(ハ)または(ニ)にかかわらず，接続供給契約，振替供給契約，発電量調整供給契約または需要抑制量調整供給契約を解約することがあります。 イ　託送供給の場合は，8（契約の要件）(1)を，発電量調整供給の場合は，8（契約の要件）(2)を，需要抑制量調整供給の場合は，8（契約の要件）(4)ロ，ハ，ニもしくはホまたは(2)を欠くに至った場合 ロ　接続供給の場合で，頻繁に接続対象電力量（配電事業者の約款に定める接続対象電力量を含みます。）と接続対象計画電力量との間に著しい差が生じるとき。 ハ　発電量調整供給の場合で，頻繁に発電量調整受電電力量（配電事業者の約款に定める発電量調整受電電力量を含みます。）と発電量調整受電計画電力量との間に著しい差が生じるとき。

変更前（令和6年10月1日実施）	変更後（令和7年4月1日実施）
ニ　需要抑制量調整供給の場合で，頻繁に需要抑制量調整受電電力量（配電事業者の約款に定める需要抑制量調整受電電力量を含みます。）と需要抑制量調整受電計画電力量との間に著しい差が生じるとき。	ニ　需要抑制量調整供給の場合で，頻繁に需要抑制量調整受電電力量（配電事業者の約款に定める需要抑制量調整受電電力量を含みます。）と需要抑制量調整受電計画電力量との間に著しい差が生じるとき。
(8)　発電量調整供給契約についての特別措置（再生可能エネルギー発電設備）	(8)　発電量調整供給契約についての特別措置（再生可能エネルギー発電設備）
イ　契約者が特定契約を締結している場合もしくは特定送配電事業者が特定契約を締結している場合または契約者が当社または配電事業者と再生可能エネルギー電気卸供給契約を締結し，指定した再生可能エネルギー発電設備から電気を調達する場合は，附則 4（発電量調整供給契約についての特別措置〔再生可能エネルギー発電設備〕）(1)にかかわらず，原則として，当社の供給区域においては契約者または特定送配電事業者と当社との間で，配電事業者の供給区域においては契約者または特定送配電事業者と配電事業者との間で発電量調整供給契約を締結し，特例発電バランシンググループを設定していただきます。この場合，契約者が締結する特定契約に係る発電設備，特定送配電事業者が締結する特定契約に係る発電設備および当社または配電事業者との再生可能エネルギー電気卸供給契約に係る発電設備は，同一のバランシンググループに属することはできないものといたします。	イ　契約者が特定契約を締結している場合もしくは特定送配電事業者が特定契約を締結している場合または契約者が当社または配電事業者と再生可能エネルギー電気卸供給契約を締結し，指定した再生可能エネルギー発電設備から電気を調達する場合は，附則 4（発電量調整供給契約についての特別措置〔再生可能エネルギー発電設備〕）(1)にかかわらず，原則として，当社の供給区域においては契約者または特定送配電事業者と当社との間で，配電事業者の供給区域においては契約者または特定送配電事業者と配電事業者との間で発電量調整供給契約を締結し，特例発電バランシンググループを設定していただきます。この場合，契約者が締結する特定契約に係る再生可能エネルギー発電設備，特定送配電事業者が締結する特定契約に係る再生可能エネルギー発電設備および当社または配電事業者との再生可能エネルギー電気卸供給契約に係る再生可能エネルギー発電設備は，同一のバランシンググループに属することはできないものといたします。
ロ　イにより発電量調整供給契約を締結する場合において，契約者（特定送配電事業者が契約者となる場合を除きます。）が希望されるときは，契約者の指定する発電バランシンググループ（当該発電バランシンググループにおける特定契約が平成 28 年 4 月 1 日以降に締結され，かつ，バイオマス発電設備であって化石燃料を混焼するもの〔再生可能エネルギー特別措置法施行規則第 14 条第 8 号ニに定める地域資源バイオマス発電設備を除きます。〕であるときを除きます。）に係る料金および必要となるその他の供給条件は次のとおりといたします。	ロ　イにより発電量調整供給契約を締結する場合において，契約者（特定送配電事業者が契約者となる場合を除きます。）が希望されるときは，契約者の指定する発電バランシンググループ（当該発電バランシンググループにおける特定契約が平成 28 年 4 月 1 日以降に締結され，かつ，バイオマス発電設備であって化石燃料を混焼するもの〔再生可能エネルギー特別措置法施行規則第 14 条第 8 号ニに定める地域資源バイオマス発電設備を除きます。〕であるときを除きます。）に係る料金および必要となるその他の供給条件は次のとおりといたします。
(イ)　発電量調整供給に係る料金は，附則 4（発電量調整供給契約についての特別措置〔再生可能エネルギー発電設備〕）(5)ロにかかわらず，18（料金）(2)に定める料金，(ロ)により算定されるインバランスリスク料および再生可能エネルギー予測誤差対応調整力確保料といたします。ただし，契約者が当社または配電事業者と再生可能エネルギー電気卸供給契約を締結し，指定した再生可能エネルギー発電設備から電気を調達する場合は，インバランスリスク料および再生可能エネルギー予測誤差対応調整力確保料は申し受けません。	(イ)　発電量調整供給に係る料金は，附則 4（発電量調整供給契約についての特別措置〔再生可能エネルギー発電設備〕）(5)ロにかかわらず，18（料金）(2)に定める料金，(ロ)により算定されるインバランスリスク料および再生可能エネルギー予測誤差対応調整力確保料といたします。ただし，契約者が当社または配電事業者と再生可能エネルギー電気卸供給契約を締結し，指定した再生可能エネルギー発電設備から電気を調達する場合は，インバランスリスク料および再生可能エネルギー予測誤差対応調整力確保料は申し受けません。
(ロ)　インバランスリスク料は，附則 4（発電量調整供給契約についての特別措置〔再生可能エネルギー発電設備〕）(5)ホにかかわらず，特例発電バランシンググループにおける 30 分ごとの発電量調整受電電力量（配電事業者の約款に定める発電量調整受電電力量を含みます。）にインバランスリスク単価を適用してえられる金額のその 1 月の合計（合計額が負となる場合は零といたします。）といたします。また，再生可能エネルギー予測誤差対応調整力確保料は，特例発電バランシンググループにおける 30 分ごとの発電量調整受電電力量（配電事業者の約款に定める発電量調整受電電力量を含みます。）に，再生可能エネルギー予測誤差対応単価を適用してえられる金額のその 1 月の合計といたします。	(ロ)　インバランスリスク料は，附則 4（発電量調整供給契約についての特別措置〔再生可能エネルギー発電設備〕）(5)ホにかかわらず，特例発電バランシンググループにおける 30 分ごとの発電量調整受電電力量（配電事業者の約款に定める発電量調整受電電力量を含みます。）にインバランスリスク単価を適用してえられる金額のその 1 月の合計（合計額が負となる場合は零といたします。）といたします。また，再生可能エネルギー予測誤差対応調整力確保料は，特例発電バランシンググループにおける 30 分ごとの発電量調整受電電力量（配電事業者の約款に定める発電量調整受電電力量を含みます。）に，再生可能エネルギー予測誤差対応単価を適用してえられる金額のその 1 月の合計といたします。
(ハ)　当社は，附則 4（発電量調整供給契約についての特別措置〔再生可能エネルギー発電設備〕）(5)トにかかわらず，30 分ごとの契約者が締結する特定契約または当社，配電事業者もしくは特定送配電事業者との再生可能エネルギー電気卸供給契約に係る発電量調整受電計画電力量を決定し，原則として発電量調整供給実施日の前々日の午後 4 時までに契約者に通知いたします。 　また，当社は，当該発電量調整受電計画電力量の見直しを行ない，変更後の発電量調整受電計画電力量を決定し，原則として発電量調整供給実施日の前日午前 6 時までに契約者に再通知いたします。	(ハ)　当社は，附則 4（発電量調整供給契約についての特別措置〔再生可能エネルギー発電設備〕）(5)トにかかわらず，30 分ごとの契約者が締結する特定契約または当社，配電事業者もしくは特定送配電事業者との再生可能エネルギー電気卸供給契約に係る発電量調整受電計画電力量を決定し，原則として発電量調整供給実施日の前々日の午後 4 時までに契約者に通知いたします。 　また，当社は，当該発電量調整受電計画電力量の見直しを行ない，変更後の発電量調整受電計画電力量を決定し，原則として発電量調整供給実施日の前日午前 6 時までに契約者に再通知いたします。

変更前（令和6年10月1日実施）	変更後（令和7年4月1日実施）
なお，契約者は，必要に応じて発電量調整受電計画電力量の決定に必要となる事項に関する文書を当社に提出していただきます。	なお，契約者は，必要に応じて発電量調整受電計画電力量の決定に必要となる事項に関する文書を当社に提出していただきます。
(ニ)　ローカル系統における電気の潮流が系統安定度等にもとづき算定される運用可能な容量を超過し，または超過するおそれがある場合で，当社または配電事業者がノンファーム電源（配電事業者の約款に定めるノンファーム電源を含みます。）の出力の抑制に係る通知を発電者または契約者に行なったときは，(ハ)にかかわらず，契約者は，発電量調整受電計画電力量の見直しを行なっていただきます。	(ニ)　ローカル系統における電気の潮流が系統安定度等にもとづき算定される運用可能な容量を超過し，または超過するおそれがある場合で，当社または配電事業者がノンファーム電源（配電事業者の約款に定めるノンファーム電源を含みます。）の出力の抑制に係る通知を発電者または契約者に行なったときは，(ハ)にかかわらず，契約者は，発電量調整受電計画電力量の見直しを行なっていただきます。
ハ　イにより発電量調整供給契約を締結する場合において，契約者が当社または配電事業者と再生可能エネルギー電気卸供給契約を締結し，指定した再生可能エネルギー発電設備から電気を調達するときの，契約者の指定する発電バランシンググループ（ロにおいて，契約者が希望される場合を除きます。）に係るインバランスリスク料は，附則 4（発電量調整供給契約についての特別措置〔再生可能エネルギー発電設備〕）(6)ロにかかわらず，特例発電バランシンググループにおける30分ごとの発電量調整受電電力量（配電事業者の約款に定める発電量調整受電電力量を含みます。）にインバランスリスク単価を適用してえられる金額のその 1月の合計（合計額が負となる場合は零といたします。）といたします。	ハ　イにより発電量調整供給契約を締結する場合において，契約者が当社または配電事業者と再生可能エネルギー電気卸供給契約を締結し，指定した再生可能エネルギー発電設備から電気を調達するときの，契約者の指定する発電バランシンググループ（ロにおいて，契約者が希望される場合を除きます。）に係るインバランスリスク料は，附則 4（発電量調整供給契約についての特別措置〔再生可能エネルギー発電設備〕）(6)ロにかかわらず，特例発電バランシンググループにおける30分ごとの発電量調整受電電力量（配電事業者の約款に定める発電量調整受電電力量を含みます。）にインバランスリスク単価を適用してえられる金額のその 1月の合計（合計額が負となる場合は零といたします。）といたします。
(9)　給電指令時補給電力料金に係る特別措置 39（給電指令の実施等）(2)への場合で，みなしファーム電源（配電事業者の約款に定めるみなしファーム電源を含みます。）に対して出力の抑制を実施したときは，(4)ニ(ロ)ｄ，(5)チおよび(5)リにおいて，当該発電設備等をファーム電源として取り扱います。	(9)　給電指令時補給電力料金に係る特別措置 39（給電指令の実施等）(2)への場合で，みなしファーム電源（配電事業者の約款に定めるみなしファーム電源を含みます。）に対して出力の抑制を実施したときは，(4)ニ(ロ)ｄ，(5)チおよび(5)リにおいて，当該発電設備等をファーム電源として取り扱います。
(10)　その他の事項については，この約款および配電事業者の約款に準ずるものといたします。	(10)　その他の事項については，この約款および配電事業者の約款に準ずるものといたします。
14　Ｎ－1 電制の実施についての特別措置	**14　Ｎ－1 電制の実施についての特別措置**
(1)　当社は，39（給電指令の実施等）(2)イの場合で，発電量調整供給に係る発電設備等であって当社が特定契約を締結する再生可能エネルギー発電設備に対してＮ－1 電制を実施したときは，39（給電指令の実施等）(11)にかかわらず，Ｎ－1 電制時調達不足電力量の調達に要した費用の実費相当額から，30 分ごとのＮ－1 電制時調達不足電力量に再生可能エネルギー特別措置法施行規則第 13 条の 3 の 4 に定める回避可能費用単価（以下「回避可能費用単価」といいます。）に消費税等相当額を加えた金額を乗じてえた金額を差し引いた金額について，電力広域的運営推進機関が認める範囲においてＮ－1 電制オペレーション費用として契約者にお支払いいたします。	(1)　当社は，39（給電指令の実施等）(2)イの場合で，発電量調整供給に係る発電設備等であって当社が特定契約を締結する再生可能エネルギー発電設備に対してＮ－1 電制を実施したときは，39（給電指令の実施等）(9)にかかわらず，Ｎ－1 電制時調達不足電力量の調達に要した費用の実費相当額から，30 分ごとのＮ－1 電制時調達不足電力量に再生可能エネルギー特別措置法施行規則第 13 条の 3 の 4 に定める回避可能費用単価（以下「回避可能費用単価」といいます。）に消費税等相当額を加えた金額を乗じてえた金額を差し引いた金額について，電力広域的運営推進機関が認める範囲においてＮ－1 電制オペレーション費用として契約者にお支払いいたします。
(2)　当社は，39（給電指令の実施等）(2)イの場合で，発電量調整供給に係る発電設備等であって契約者または特定送配電事業者が特定契約を締結する再生可能エネルギー発電設備に対してＮ－1 電制を実施したときは，39（給電指令の実施等）(11)にかかわらず，Ｎ－1 電制時調達不足電力量の調達に要した費用の実費相当額に，Ｎ－1 電制が実施された発電設備を再度起動するために要した燃料費等の費用の実費およびＮ－1 電制時調達不足電力量に当該特定契約に係る再生可能エネルギー特別措置法第 3 条第 2 項または第 8 条第 1 項に定める調達価格を乗じてえた金額を加えた金額から，Ｎ－1 電制が実施されなかったとしたときにその発電設備がＮ－1 電制時調達不足電力量を発電するのに要したであろう費用に相当する金額および30分ごとのＮ－1 電制時調達不足電力量に回避可能費用単価に消費税等相当額を加えた金額を乗じてえた金額を差し引いた金額について，電力広域的運営推進機関が認める範囲においてＮ－1 電制オペレーション費用として契約者または特定送配電事業者にお支払いいたします。	(2)　当社は，39（給電指令の実施等）(2)イの場合で，発電量調整供給に係る発電設備等であって契約者または特定送配電事業者が特定契約を締結する再生可能エネルギー発電設備に対してＮ－1 電制を実施したときは，39（給電指令の実施等）(9)にかかわらず，Ｎ－1 電制時調達不足電力量の調達に要した費用の実費相当額に，Ｎ－1 電制が実施された発電設備等を再度起動するために要した燃料費等の費用の実費およびＮ－1 電制時調達不足電力量に当該特定契約に係る再生可能エネルギー特別措置法第 3 条第 2 項または第 8 条第 1 項に定める調達価格を乗じてえた金額を加えた金額から，Ｎ－1 電制が実施されなかったとしたときにその発電設備等がＮ－1 電制時調達不足電力量を発電または放電するのに要したであろう費用に相当する金額および30分ごとのＮ－1 電制時調達不足電力量に回避可能費用単価に消費税等相当額を加えた金額を乗じてえた金額を差し引いた金額について，電力広域的運営推進機関が認める範囲においてＮ－1 電制オペレーション費用として契約者または特定送配電事業者にお支払いいたします。

変更前（令和６年10月１日実施）	変更後（令和７年４月１日実施）
(3)　当社は，39（給電指令の実施等）(2)イの場合で，発電量調整供給に係る発電設備等であって再生可能エネルギー特別措置法第２条の２第１項に定める市場取引等により再生可能エネルギー電気を供給する事業に係る発電設備に対してＮ－1 電制を実施したときは，39（給電指令の実施等）(11)にかかわらず，Ｎ－1 電制時調達不足電力量の調達に要した費用の実費相当額に，Ｎ－1 電制が実施された発電設備を再度起動するために要した燃料費等の費用の実費およびＮ－1 電制時調達不足電力量に応じてえられる供給促進交付金の金額（再生可能エネルギー特別措置法第２条の４にもとづき算定される金額をいいます。）を加えた金額から，Ｎ－1 電制が実施されなかったとしたときにその発電設備がＮ－1 電制時調達不足電力量を発電するのに要したであろう費用に相当する金額を差し引いた金額について，電力広域的運営推進機関が認める範囲においてＮ－1 電制オペレーション費用として発電契約者にお支払いいたします。	(3)　当社は，39（給電指令の実施等）(2)イの場合で，発電量調整供給に係る発電設備等であって再生可能エネルギー特別措置法第２条の２第１項に定める市場取引等により再生可能エネルギー電気を供給する事業に係る発電設備等に対してＮ－1 電制を実施したときは，39（給電指令の実施等）(9)にかかわらず，Ｎ－1 電制時調達不足電力量の調達に要した費用の実費相当額に，Ｎ－1 電制が実施された発電設備等を再度起動するために要した燃料費等の費用の実費およびＮ－1 電制時調達不足電力量に応じてえられる供給促進交付金の金額（再生可能エネルギー特別措置法第２条の４にもとづき算定される金額をいいます。）を加えた金額から，Ｎ－1 電制が実施されなかったとしたときにその発電設備等がＮ－1 電制時調達不足電力量を発電または放電するのに要したであろう費用に相当する金額を差し引いた金額について，電力広域的運営推進機関が認める範囲においてＮ－1 電制オペレーション費用として発電契約者にお支払いいたします。
15　系統連系受電サービス等についての特別措置	**15　系統連系受電サービス等についての特別措置**
(1)　発電場所が，次のいずれかに該当する場合，系統連系受電課金対象電力および契約超過受電電力は，22（系統連系受電サービス）(2)ロおよびハならびに41（契約超過金）(2)ロおよびハに準じて定めます。 なお，系統連系受電課金対象電力および契約超過受電電力の算定上，次に定める比を，22（系統連系受電サービス）(2)ロおよび41（契約超過金）(2)ロに定める契約受電電力の比とみなします。 また，発電場所がイ(ハ)に該当する場合，22（系統連系受電サービス）(3)イの基本料金および22（系統連系受電サービス）(3)ハ(ハ)の系統設備効率化割引額の算定上，まったく発電または放電しない場合とは，１月においてイ(ハ)における当社が無償で受電している電気以外の電気をまったく発電または放電しない場合をいいます。	(1)　発電場所が，次のいずれかに該当する場合，系統連系受電課金対象電力および契約超過受電電力は，22（系統連系受電サービス）(2)ロおよびハならびに41（契約超過金）(2)ロおよびハに準じて定めます。 なお，系統連系受電課金対象電力および契約超過受電電力の算定上，次に定める比を，22（系統連系受電サービス）(2)ロおよび41（契約超過金）(2)ロに定める契約受電電力の比とみなします。 また，発電場所がイ(ハ)に該当する場合，22（系統連系受電サービス）(3)イの基本料金および22（系統連系受電サービス）(3)ハ(ハ)の系統設備効率化割引額の算定上，まったく発電または放電しない場合とは，１月においてイ(ハ)における当社が無償で受電している電気以外の電気をまったく発電または放電しない場合をいいます。
イ　発電設備が化石燃料を混焼するバイオマス発電設備以外の場合	イ　発電設備が化石燃料を混焼するバイオマス発電設備以外の場合
(イ)　発電契約者と発電者との間の電力受給に関する契約および発電者と当社との間の特定契約等が締結されている場合 発電契約者と当社との間の発電量調整供給契約に定める契約受電電力と発電者と当社との間の特定契約等に係る電力受給に関する契約に定める契約受電電力の比	(イ)　発電契約者と発電者との間の電力受給に関する契約および発電者と当社との間の特定契約等が締結されている場合 発電契約者と当社との間の発電量調整供給契約に定める契約受電電力と発電者と当社との間の特定契約等に係る電力受給に関する契約に定める契約受電電力の比
(ロ)　発電契約者と発電者との間の電力受給に関する契約および発電者と当社との間の一時調達契約が締結されている場合 発電契約者と当社との間の発電量調整供給契約に定める契約受電電力と発電者と当社との間の一時調達契約に係る電力受給に関する契約に定める契約受電電力の比	(ロ)　発電契約者と発電者との間の電力受給に関する契約および発電者と当社との間の一時調達契約が締結されている場合 発電契約者と当社との間の発電量調整供給契約に定める契約受電電力と発電者と当社との間の一時調達契約に係る電力受給に関する契約に定める契約受電電力の比
(ハ)　発電契約者と発電者との間の電力受給に関する契約が締結され，かつ，当該発電場所が発電量調整供給契約に属さないこととなった場合または発電者と当社との間の特定契約等が消滅した場合で，接続された電気を当社が無償で受電しているとき。 発電契約者と当社との間の発電量調整供給契約に定める契約受電電力と発電量調整供給契約に属さないこととなった場合の直前の当該発電量調整供給契約に定める契約受電電力または発電者と当社との間の特定契約等が消滅した場合の直前の当該契約に係る電力受給に関する契約に定める契約受電電力の比	(ハ)　発電契約者と発電者との間の電力受給に関する契約が締結され，かつ，当該発電場所が発電量調整供給契約に属さないこととなった場合または発電者と当社との間の特定契約等が消滅した場合で，接続された電気を当社が無償で受電しているとき。 発電契約者と当社との間の発電量調整供給契約に定める契約受電電力と発電量調整供給契約に属さないこととなった場合の直前の当該発電量調整供給契約に定める契約受電電力または発電者と当社との間の特定契約等が消滅した場合の直前の当該契約に係る電力受給に関する契約に定める契約受電電力の比
ロ　イ(イ)，(ロ)または(ハ)に該当する場合で，化石燃料を混焼するバイオマス発電設備のとき。 当該バイオマス発電設備の再生可能エネルギー特別措置法施行規則第４条の２第２項第９号イに定めるバイオマス比率（以下「認定バイオマス比率」といいます。）	ロ　イ(イ)，(ロ)または(ハ)に該当する場合で，化石燃料を混焼するバイオマス発電設備のとき。 当該バイオマス発電設備の再生可能エネルギー特別措置法施行規則第４条の２第２項第９号イに定めるバイオマス比率（以下「認定バイオマス比率」といいます。）

変更前（令和6年10月1日実施）	変更後（令和7年4月1日実施）
なお，認定バイオマス比率は，発電量調整供給契約の申込みに際して発電契約者から当社に通知していただきます。 また，認定バイオマス比率を変更する場合は，すみやかに変更後の認定バイオマス比率を発電契約者から当社に通知していただきます。 ただし，認定バイオマス比率を用いることが困難な場合は，附則 4（発電量調整供給契約についての特別措置〔再生可能エネルギー発電設備〕）(8)イに定める当該バイオマス発電設備のバイオマス比率等を基準として，発電契約者または発電者と当社との協議によって定めた比率といたします。	なお，認定バイオマス比率は，発電量調整供給契約の申込みに際して発電契約者から当社に通知していただきます。 また，認定バイオマス比率を変更する場合は，すみやかに変更後の認定バイオマス比率を発電契約者から当社に通知していただきます。 ただし，認定バイオマス比率を用いることが困難な場合は，附則 4（発電量調整供給契約についての特別措置〔再生可能エネルギー発電設備〕）(8)イに定める当該バイオマス発電設備のバイオマス比率等を基準として，発電契約者または発電者と当社との協議によって定めた比率といたします。
(2)　(1)の場合で，特定契約または一時調達契約等に係る電力受給に関する契約における金銭債務が当該契約における金銭債務の支払期日を経過してなお支払われず，当該契約を解約したときは，受電地点において同一計量する発電量調整供給に係る発電契約者または発電者からの申出がない場合であっても，系統連系受電契約は消滅するものとし，また，すべての発電契約者の発電量調整供給契約を変更していただくものといたします。 なお，この場合には，当社は，その旨を発電契約者または発電者に通知いたします。 また，発電契約者と同一の者である発電者の場合は，当該発電契約者との発電量調整供給契約は変更され，または消滅するものといたします。	(2)　(1)の場合で，特定契約または一時調達契約等に係る電力受給に関する契約における金銭債務が当該契約における金銭債務の支払期日を経過してなお支払われず，当該契約を解約したときは，受電地点において同一計量する発電量調整供給に係る発電契約者または発電者からの申出がない場合であっても，系統連系受電契約は消滅するものとし，また，すべての発電契約者の発電量調整供給契約を変更していただくものといたします。 なお，この場合には，当社は，その旨を発電契約者または発電者に通知いたします。 また，発電契約者と同一の者である発電者の場合は，当該発電契約者との発電量調整供給契約は変更され，または消滅するものといたします。
(3)　発電場所における発電出力（発電設備等の定格発電出力〔太陽光発電設備の場合は，太陽電池の合計出力とパワーコンディショナーの出力のいずれか小さい方の出力とし，パワーコンディショナーを複数台設置している場合は，各系列における太陽電池の合計出力とパワーコンディショナーの出力のいずれか小さい方の出力を合計した値といたします。〕をいいます。また，複数の発電設備等を使用する発電場所の場合は，当該複数の発電設備等の定格発電出力の合計値といたします。）または同時最大受電電力が 10 キロワット未満（発電場所が，(1)イ(ハ)またはロ〔(1)イ(ハ)に該当する場合に限ります。〕に該当する場合は，当社が無償で受電している電気以外の電気を発電または放電している発電設備等に係る発電出力または同時最大受電電力が 10 キロワット未満のときといたします。）の場合の料金および必要となるその他の供給条件は，当分の間，次のとおりといたします。	(3)　発電場所における発電出力（発電設備等の定格発電出力〔太陽光発電設備の場合は，太陽電池の合計出力とパワーコンディショナーの出力のいずれか小さい方の出力とし，パワーコンディショナーを複数台設置している場合は，各系列における太陽電池の合計出力とパワーコンディショナーの出力のいずれか小さい方の出力を合計した値といたします。〕をいいます。また，複数の発電設備等を使用する発電場所の場合は，当該複数の発電設備等の定格発電出力の合計値といたします。）または同時最大受電電力が 10 キロワット未満（発電場所が，(1)イ(ハ)またはロ〔(1)イ(ハ)に該当する場合に限ります。〕に該当する場合は，当社が無償で受電している電気以外の電気を発電または放電している発電設備等に係る発電出力または同時最大受電電力が 10 キロワット未満のときといたします。）の場合の料金および必要となるその他の供給条件は，当分の間，次のとおりといたします。
イ　低圧で受電する場合で，その 1 月の受電地点で計量された 30 分ごとの発電量調整受電電力量の最大値を 2 倍した値が 10 未満のとき，または高圧もしくは特別高圧で受電する場合で，その 1 月の受電地点で記録型計量器により計量された 30 分ごとの連系電力（最小位までといたします。）の最大値が 10 キロワット未満のとき。 22（系統連系受電サービス）(3)に定める系統連系受電サービス料金および 41（契約超過金）(2)に定める契約超過金は申し受けません。	イ　低圧で受電する場合で，その 1 月の受電地点で計量された 30 分ごとの発電量調整受電電力量の最大値を 2 倍した値が 10 未満のとき，または高圧もしくは特別高圧で受電する場合で，その 1 月の受電地点で記録型計量器により計量された 30 分ごとの連系電力（最小位までといたします。）の最大値が 10 キロワット未満のとき。 22（系統連系受電サービス）(3)に定める系統連系受電サービス料金および 41（契約超過金）(2)に定める契約超過金は申し受けません。
ロ　低圧で受電する場合で，その 1 月の受電地点で計量された 30 分ごとの発電量調整受電電力量の最大値を 2 倍した値が 10 以上のとき，または高圧もしくは特別高圧で受電する場合で，その 1 月の受電地点で記録型計量器により計量された 30 分ごとの連系電力（最小位までといたします。）の最大値が 10 キロワット以上のとき。	ロ　低圧で受電する場合で，その 1 月の受電地点で計量された 30 分ごとの発電量調整受電電力量の最大値を 2 倍した値が 10 以上のとき，または高圧もしくは特別高圧で受電する場合で，その 1 月の受電地点で記録型計量器により計量された 30 分ごとの連系電力（最小位までといたします。）の最大値が 10 キロワット以上のとき。
(イ)　22（系統連系受電サービス）(2)イまたはロにおける系統連系受電課金対象電力の算定上，10 キロワットを同時最大受電電力とみなします。	(イ)　22（系統連系受電サービス）(2)イまたはロにおける系統連系受電課金対象電力の算定上，10 キロワットを同時最大受電電力とみなします。
(ロ)　発電設備等に係る供給地点において電灯定額接続送電サービスが適用されている場合または発電設備等に係る供給地点のその 1 月の接続送電サービス契約電力（発電設備等に係る供給地点において当社が分割	(ロ)　発電設備等に係る供給地点において電灯定額接続送電サービスが適用されている場合または発電設備等に係る供給地点のその 1 月の接続送電サービス契約電力（発電設備等に係る供給地点において当社が分割

変更前（令和 6 年 10 月 1 日実施）	変更後（令和 7 年 4 月 1 日実施）
接続供給を行なう場合は，1 接続送電サービスを適用した場合のその 1 月の接続送電サービス契約電力といたします。）が 10 キロワット未満の場合は，次のとおりといたします。 a　41（契約超過金）(2)イ(イ)またはロ(イ)における契約超過受電電力の算定上，10 キロワットを同時最大受電電力とみなします。 b　41（契約超過金）(2)イ(ロ)またはロ(ロ)における契約超過受電電力の算定上，10 キロワットを接続送電サービス契約電力とみなします。	接続供給を行なう場合は，1 接続送電サービスを適用した場合のその 1 月の接続送電サービス契約電力といたします。）が 10 キロワット未満の場合は，次のとおりといたします。 a　41（契約超過金）(2)イ(イ)またはロ(イ)における契約超過受電電力の算定上，10 キロワットを同時最大受電電力とみなします。 b　41（契約超過金）(2)イ(ロ)またはロ(ロ)における契約超過受電電力の算定上，10 キロワットを接続送電サービス契約電力とみなします。
(4)　契約者が特定契約を締結する再生可能エネルギー発電設備または再生可能エネルギー特別措置法第 2 条の 2 第 1 項に定める市場取引等により再生可能エネルギー電気を供給する事業に係る発電設備において，イに定める適用範囲に該当する場合の料金および必要となるその他の供給条件は，当分の間，次のとおりといたします。	(4)　契約者が特定契約を締結する再生可能エネルギー発電設備または再生可能エネルギー特別措置法第 2 条の 2 第 1 項に定める市場取引等により再生可能エネルギー電気を供給する事業に係る発電設備等において，イに定める適用範囲に該当する場合の料金および必要となるその他の供給条件は，当分の間，次のとおりといたします。
イ　適 用 範 囲 原則として，令和 6 年 3 月 31 日までに再生可能エネルギー特別措置法第 9 条第 4 項に定める認定を受け，または，再生可能エネルギー特別措置法第 7 条にもとづいて落札された発電設備に適用いたします。	イ　適 用 範 囲 原則として，令和 6 年 3 月 31 日までに再生可能エネルギー特別措置法第 9 条第 4 項に定める認定を受け，または，再生可能エネルギー特別措置法第 7 条にもとづいて落札された発電設備等に適用いたします。
ロ　系統連系受電サービス料金等 22（系統連系受電サービス）(3)に定める系統連系受電サービス料金および 41（契約超過金）(2)に定める契約超過金は申し受けません。 なお，発電場所において，イ以外の発電設備等（当社が特定契約を締結する発電設備を除きます。）が混在する場合またはイの発電設備が化石燃料を混焼するバイオマス発電設備の場合は，(イ)，(ロ)または(ハ)により，イ以外の部分に係る系統連系受電課金対象電力，系統連系受電サービスに係る発電量調整受電電力量または契約超過受電電力を定め，系統連系受電サービス料金および契約超過金を申し受けます。	ロ　系統連系受電サービス料金等 22（系統連系受電サービス）(3)に定める系統連系受電サービス料金および 41（契約超過金）(2)に定める契約超過金は申し受けません。 なお，発電場所において，イ以外の発電設備等（当社が特定契約を締結する再生可能エネルギー発電設備を除きます。）が混在する場合またはイの発電設備等が化石燃料を混焼するバイオマス発電設備の場合は，(イ)，(ロ)または(ハ)により，イ以外の部分に係る系統連系受電課金対象電力，系統連系受電サービスに係る発電量調整受電電力量または契約超過受電電力を定め，系統連系受電サービス料金および契約超過金を申し受けます。
(イ)　系統連系受電課金対象電力 a　イの発電設備が，化石燃料を混焼するバイオマス発電設備以外の場合 系統連系受電課金対象電力は，同時最大受電電力を発電出力等の比であん分してえた値から，発電設備等に係る供給地点のその 1 月の接続送電サービス契約電力（発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は，1 接続送電サービスを適用した場合のその 1 月の接続送電サービス契約電力といたします。）を発電出力等の比であん分してえた値を差し引いた値といたします。ただし，差し引いた値が零を下回る場合の系統連系受電課金対象電力は，零といたします。 なお，あん分に必要となる発電出力は，契約者または発電契約者から当社へ通知していただきます。 b　イの発電設備が，化石燃料を混焼するバイオマス発電設備の場合 系統連系受電課金対象電力は，同時最大受電電力を認定バイオマス比率であん分してえた値から，発電設備等に係る供給地点のその 1 月の接続送電サービス契約電力（発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は，1 接続送電サービスを適用した場合のその 1 月の接続送電サービス契約電力といたします。）を認定バイオマス比率であん分してえた値を差し引いた値といたします。ただし，差し引いた値が零を下回る場合の系統連系受電課金対象電力は，零といたします。 なお，認定バイオマス比率は，発電量調整供給契約の申込みに際して契約者または発電契約者から当社に通知していただきます。	(イ)　系統連系受電課金対象電力 a　イの発電設備等が，化石燃料を混焼するバイオマス発電設備以外の場合 系統連系受電課金対象電力は，同時最大受電電力を発電出力等の比であん分してえた値から，発電設備等に係る供給地点のその 1 月の接続送電サービス契約電力（発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は，1 接続送電サービスを適用した場合のその 1 月の接続送電サービス契約電力といたします。）を発電出力等の比であん分してえた値を差し引いた値といたします。ただし，差し引いた値が零を下回る場合の系統連系受電課金対象電力は，零といたします。 なお，あん分に必要となる発電出力は，契約者または発電契約者から当社へ通知していただきます。 b　イの発電設備等が，化石燃料を混焼するバイオマス発電設備の場合 系統連系受電課金対象電力は，同時最大受電電力を認定バイオマス比率であん分してえた値から，発電設備等に係る供給地点のその 1 月の接続送電サービス契約電力（発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は，1 接続送電サービスを適用した場合のその 1 月の接続送電サービス契約電力といたします。）を認定バイオマス比率であん分してえた値を差し引いた値といたします。ただし，差し引いた値が零を下回る場合の系統連系受電課金対象電力は，零といたします。 なお，認定バイオマス比率は，発電量調整供給契約の申込みに際して契約者または発電契約者から当社に通知していただきます。

変更前（令和６年10月１日実施）	変更後（令和７年４月１日実施）
また，認定バイオマス比率を変更する場合は，すみやかに変更後の認定バイオマス比率を契約者または発電契約者から当社に通知していただきます。 ただし，認定バイオマス比率を用いることが困難な場合は，附則 4（発電量調整供給契約についての特別措置〔再生可能エネルギー発電設備〕）(8)イに定める当該バイオマス発電設備のバイオマス比率等を基準として，契約者，発電契約者または発電者と当社との協議によって定めた比率といたします。	また，認定バイオマス比率を変更する場合は，すみやかに変更後の認定バイオマス比率を契約者または発電契約者から当社に通知していただきます。 ただし，認定バイオマス比率を用いることが困難な場合は，附則 4（発電量調整供給契約についての特別措置〔再生可能エネルギー発電設備〕）(8)イに定める当該バイオマス発電設備のバイオマス比率等を基準として，契約者，発電契約者または発電者と当社との協議によって定めた比率といたします。
(ロ)　発電量調整受電電力量	(ロ)　発電量調整受電電力量
a　イの発電設備が，契約者が特定契約を締結する再生可能エネルギー発電設備の場合 イ以外の発電設備等に係る発電量調整受電電力量について，30（計量）(1)イただし書または附則 4(発電量調整供給契約についての特別措置〔再生可能エネルギー発電設備〕)(7)ハもしくは(8)イに準じて算定いたします。	a　イの発電設備等が，契約者が特定契約を締結する再生可能エネルギー発電設備の場合 イ以外の発電設備等に係る発電量調整受電電力量について，30（計量）(1)イただし書または附則 4(発電量調整供給契約についての特別措置〔再生可能エネルギー発電設備〕)(7)ハもしくは(8)イに準じて算定いたします。
b　イの発電設備が，再生可能エネルギー特別措置法第２条の２第１項に定める市場取引等により再生可能エネルギー電気を供給する事業に係る発電設備の場合 イ以外の発電設備等に係る発電量調整受電電力量について，30（計量）(1)イただし書または附則 4（発電量調整供給契約についての特別措置〔再生可能エネルギー発電設備〕）(7)ハに準じて算定いたします。ただし，化石燃料を混焼するバイオマス発電設備の場合は，発電量調整受電電力量から発電量調整受電電力量に当該バイオマス発電設備のバイオマス比率を乗じてえた値を差し引いた値にもとづき，算定いたします。 なお，バイオマス比率は，算定後すみやかに発電契約者または発電者から当社に通知していただきます。この場合，当社は，必要に応じて，バイオマス比率の算定根拠に関する文書を発電契約者または発電者から提出していただきます。	b　イの発電設備等が，再生可能エネルギー特別措置法第２条の２第１項に定める市場取引等により再生可能エネルギー電気を供給する事業に係る発電設備等の場合 イ以外の発電設備等に係る発電量調整受電電力量について，30（計量）(1)イただし書または附則 4（発電量調整供給契約についての特別措置〔再生可能エネルギー発電設備〕）(7)ハに準じて算定いたします。ただし，化石燃料を混焼するバイオマス発電設備の場合は，発電量調整受電電力量から発電量調整受電電力量に当該バイオマス発電設備のバイオマス比率を乗じてえた値を差し引いた値にもとづき，算定いたします。 なお，バイオマス比率は，算定後すみやかに発電契約者または発電者から当社に通知していただきます。この場合，当社は，必要に応じて，バイオマス比率の算定根拠に関する文書を発電契約者または発電者から提出していただきます。
(ハ)　契約超過受電電力	(ハ)　契約超過受電電力
a　イの発電設備が，化石燃料を混焼するバイオマス発電設備以外の場合 (a)　同時最大受電電力が発電設備等に係る供給地点の接続送電サービス契約電力（発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は，１接続送電サービスを適用した場合のその１月の接続送電サービス契約電力といたします。）を上回る場合または発電設備等に係る供給地点において電灯定額接続送電サービスが適用されている場合 契約超過受電電力は，その１月の最大連系電力等を発電出力等の比であん分してえた値から同時最大受電電力を発電出力等の比であん分してえた値を差し引いた値といたします。 (b)　同時最大受電電力が発電設備等に係る供給地点の接続送電サービス契約電力（発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は，１接続送電サービスを適用した場合のその１月の接続送電サービス契約電力といたします。）を下回る場合 契約超過受電電力は，その１月の最大連系電力等を発電出力等の比であん分してえた値から発電設備等に係る供給地点のその１月の接続送電サービス契約電力（発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は，１接続送電サービスを適用した場合のその１月の接続送電サービス契約電力といたします。）を発電出力等の比であん分してえた値を差し引いた値といたします。ただし，差し引いた値が零を下回る場合は，契約超過金を申し受けません。 b　イの発電設備が，化石燃料を混焼するバイオマス発電設備の場合	a　イの発電設備等が，化石燃料を混焼するバイオマス発電設備以外の場合 (a)　同時最大受電電力が発電設備等に係る供給地点の接続送電サービス契約電力（発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は，１接続送電サービスを適用した場合のその１月の接続送電サービス契約電力といたします。）を上回る場合または発電設備等に係る供給地点において電灯定額接続送電サービスが適用されている場合 契約超過受電電力は，その１月の最大連系電力等を発電出力等の比であん分してえた値から同時最大受電電力を発電出力等の比であん分してえた値を差し引いた値といたします。 (b)　同時最大受電電力が発電設備等に係る供給地点の接続送電サービス契約電力（発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は，１接続送電サービスを適用した場合のその１月の接続送電サービス契約電力といたします。）を下回る場合 契約超過受電電力は，その１月の最大連系電力等を発電出力等の比であん分してえた値から発電設備等に係る供給地点のその１月の接続送電サービス契約電力（発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は，１接続送電サービスを適用した場合のその１月の接続送電サービス契約電力といたします。）を発電出力等の比であん分してえた値を差し引いた値といたします。ただし，差し引いた値が零を下回る場合は，契約超過金を申し受けません。 b　イの発電設備等が，化石燃料を混焼するバイオマス発電設備の場合

変更前（令和６年10月１日実施）	変更後（令和７年４月１日実施）
（a）　同時最大受電電力が発電設備等に係る供給地点の接続送電サービス契約電力（発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は，１接続送電サービスを適用した場合のその１月の接続送電サービス契約電力といたします。）を上回る場合または発電設備等に係る供給地点において電灯定額接続送電サービスが適用されている場合 契約超過受電電力は，その１月の最大連系電力等を認定バイオマス比率であん分してえた値から同時最大受電電力を認定バイオマス比率であん分してえた値を差し引いた値といたします。	（a）　同時最大受電電力が発電設備等に係る供給地点の接続送電サービス契約電力（発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は，１接続送電サービスを適用した場合のその１月の接続送電サービス契約電力といたします。）を上回る場合または発電設備等に係る供給地点において電灯定額接続送電サービスが適用されている場合 契約超過受電電力は，その１月の最大連系電力等を認定バイオマス比率であん分してえた値から同時最大受電電力を認定バイオマス比率であん分してえた値を差し引いた値といたします。
（b）　同時最大受電電力が発電設備等に係る供給地点の接続送電サービス契約電力（発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は，１接続送電サービスを適用した場合のその１月の接続送電サービス契約電力といたします。）を下回る場合 契約超過受電電力は，その１月の最大連系電力等を認定バイオマス比率であん分してえた値から発電設備等に係る供給地点のその１月の接続送電サービス契約電力（発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は，１接続送電サービスを適用した場合のその１月の接続送電サービス契約電力といたします。）を認定バイオマス比率であん分してえた値を差し引いた値といたします。ただし，差し引いた値が零を下回る場合は，契約超過金を申し受けません。	（b）　同時最大受電電力が発電設備等に係る供給地点の接続送電サービス契約電力（発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は，１接続送電サービスを適用した場合のその１月の接続送電サービス契約電力といたします。）を下回る場合 契約超過受電電力は，その１月の最大連系電力等を認定バイオマス比率であん分してえた値から発電設備等に係る供給地点のその１月の接続送電サービス契約電力（発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は，１接続送電サービスを適用した場合のその１月の接続送電サービス契約電力といたします。）を認定バイオマス比率であん分してえた値を差し引いた値といたします。ただし，差し引いた値が零を下回る場合は，契約超過金を申し受けません。
(5)　揚水発電設備等が設置された受電地点において，揚水発電設備等により発電量調整供給に係る電気を発電または放電する場合，当該発電量調整供給に係る電気の電力量については，22（系統連系受電サービス）(3)ロに定める電力量料金を申し受けません。ただし，発電設備（当社が特定契約を締結する発電設備を除きます。）に揚水発電設備等が併設されている場合は，次のとおりといたします。	(5)　揚水発電設備等が設置された受電地点において，揚水発電設備等により発電量調整供給に係る電気を発電または放電する場合，当該発電量調整供給に係る電気の電力量については，22（系統連系受電サービス）(3)ロに定める電力量料金を申し受けません。ただし，発電設備（当社が特定契約を締結する再生可能エネルギー発電設備を除きます。）に揚水発電設備等が併設されている場合で，発電設備が(4)イに定める適用範囲に該当しないときは，発電契約者または発電者と当社との協議によりあらかじめ定めた方法によって系統連系受電サービスに係る発電量調整受電電力量を算定し，22（系統連系受電サービス）(3)ロに定める電力量料金を申し受けます。また，発電設備（当社が特定契約を締結する再生可能エネルギー発電設備を除きます。）に揚水発電設備等が併設されている場合で，発電設備が(4)イに定める適用範囲に該当し，かつ，再生可能エネルギー特別措置法第２条の２第１項に定める市場取引等により再生可能エネルギー電気を供給する事業に係る発電設備等が設置された受電地点に係る需要場所に接続供給され揚水または蓄電された電気を当該需要場所以外の需要場所に託送供給されるために発電または放電するときは，揚水発電設備等に係る系統連系受電課金対象電力および契約超過受電電力を(4)ロ(イ) a および(4)ロ(ハ) a に準じて定め，(4)にかかわらず，22（系統連系受電サービス）(3)イに定める基本料金から 22（系統連系受電サービス）(3)ハ(ハ)に定める系統設備効率化割引額を差し引いた金額および 41（契約超過金）(2)に定める契約超過金を申し受けます。
イ　発電設備が(4)イに定める適用範囲に該当する場合 22（系統連系受電サービス）(3)に定める系統連系受電サービス料金および 41（契約超過金）(2)に定める契約超過金を申し受けません。 ロ　発電設備が(4)イに定める適用範囲に該当しない場合 発電契約者または発電者と当社との協議によりあらかじめ定めた方法によって系統連系受電サービスに係る発電量調整受電電力量を算定し，22（系統連系受電サービス）(3)ロに定める電力量料金を申し受けます。	
(6)　発電設備等に係る供給地点において電気最終保障供給約款または離島等供給約款にもとづく電気の需給契約（以下「当社との電気の需給契約」といいます。）を締結している場合は，次のとおりといたします。 イ　18（料金）(3)ロにおいて，当社との電気の需給契約における料金の支払義務発生日を供給側料金算定日と	(6)　発電設備等に係る供給地点において電気最終保障供給約款または離島等供給約款にもとづく電気の需給契約（以下「当社との電気の需給契約」といいます。）を締結している場合は，次のとおりといたします。 イ　18（料金）(3)ロにおいて，当社との電気の需給契約における料金の支払義務発生日を供給側料金算定日と

<table>
<tr>
<th>変更前（令和６年 10 月１日実施）</th>
<th>変更後（令和７年４月１日実施）</th>
</tr>
<tr>
<td>みなします。
ロ　22（系統連系受電サービス）(2)における系統連系受電課金対象電力または 41（契約超過金）(2)における契約超過受電電力の算定上，次のとおりといたします。
(イ)　当社との電気の需給契約において，定額電灯または公衆街路灯Ａ（契約負荷設備の総容量が 400 ボルトアンペア未満の場合に限ります。）が適用されている場合を電灯定額接続送電サービスが適用されている場合とみなします。
(ロ)　当社との電気の需給契約において，公衆街路灯Ａ（契約負荷設備の総容量が 400 ボルトアンペア以上の場合に限ります。）が適用されている場合，公衆街路灯Ａの契約負荷設備の総容量を電灯臨時定額接続送電サービスにおける契約負荷設備の総容量に準じて取り扱います。
(ハ)　当社との電気の需給契約における契約電力を接続送電サービス契約電力または臨時接続送電サービス契約電力とみなし，当社との電気の需給契約における契約電流を接続送電サービス契約電流または臨時接続送電サービス契約電流とみなし，当社との電気の需給契約における契約容量を接続送電サービス契約容量または臨時接続送電サービス契約容量とみなし，当社との電気の需給契約における臨時電灯Ａの契約負荷設備の総容量を電灯臨時定額接続送電サービスにおける契約負荷設備の総容量とみなします。
ハ　39（給電指令の実施等）(7)において，当社との電気の需給契約を結んだ者を需要者とみなします。
ニ　53（契約の廃止）(5)または 55（解約等）(6)において，当社との電気の需給契約を接続供給契約とみなします。
(7)　令和６年３月 31 日までに接続供給に係る電気を発電または放電する発電場所で，イに定める近接性評価地域に立地している発電場所における系統設備効率化割引単価は，別表 2（系統設備効率化割引の対象変電所等）(1)に定める系統設備効率化割引の対象変電所等および系統設備効率化割引単価の見直しまでの間，ロまたはハといたします。
イ　近接性評価地域
次の地域を近接性評価地域といたします。
<table>
<tr><th>振興局</th><th>対象となる市町村</th></tr>
<tr><td>石狩振興局</td><td>石狩市，恵庭市，江別市，北広島市，札幌市，千歳市</td></tr>
<tr><td>渡島総合振興局</td><td>七飯町，函館市，北斗市</td></tr>
<tr><td>後志総合振興局</td><td>岩内町，小樽市，倶知安町，余市町</td></tr>
<tr><td>空知総合振興局</td><td>赤平市，岩見沢市，滝川市，南幌町，美唄市，妹背牛町</td></tr>
<tr><td>上川総合振興局</td><td>旭川市</td></tr>
<tr><td>オホーツク総合振興局</td><td>網走市，北見市</td></tr>
<tr><td>胆振総合振興局</td><td>登別市</td></tr>
<tr><td>十勝総合振興局</td><td>音更町，帯広市</td></tr>
<tr><td>釧路総合振興局</td><td>釧路市，釧路町</td></tr>
<tr><td>根室振興局</td><td>根室市</td></tr>
</table>
</td>
<td>みなします。
ロ　22（系統連系受電サービス）(2)における系統連系受電課金対象電力または 41（契約超過金）(2)における契約超過受電電力の算定上，次のとおりといたします。
(イ)　当社との電気の需給契約において，定額電灯または公衆街路灯Ａ（契約負荷設備の総容量が 400 ボルトアンペア未満の場合に限ります。）が適用されている場合を電灯定額接続送電サービスが適用されている場合とみなします。
(ロ)　当社との電気の需給契約において，公衆街路灯Ａ（契約負荷設備の総容量が 400 ボルトアンペア以上の場合に限ります。）が適用されている場合，公衆街路灯Ａの契約負荷設備の総容量を電灯臨時定額接続送電サービスにおける契約負荷設備の総容量に準じて取り扱います。
(ハ)　当社との電気の需給契約における契約電力を接続送電サービス契約電力または臨時接続送電サービス契約電力とみなし，当社との電気の需給契約における契約電流を接続送電サービス契約電流または臨時接続送電サービス契約電流とみなし，当社との電気の需給契約における契約容量を接続送電サービス契約容量または臨時接続送電サービス契約容量とみなし，当社との電気の需給契約における臨時電灯Ａの契約負荷設備の総容量を電灯臨時定額接続送電サービスにおける契約負荷設備の総容量とみなします。
ハ　53（契約の廃止）(5)または 55（解約等）(6)において，当社との電気の需給契約を接続供給契約とみなします。
(7)　令和６年３月 31 日までに接続供給に係る電気を発電または放電する発電場所で，イに定める近接性評価地域に立地している発電場所における系統設備効率化割引単価は，別表 2（系統設備効率化割引の対象変電所等）(1)に定める系統設備効率化割引の対象変電所等および系統設備効率化割引単価の見直しまでの間，ロまたはハといたします。
イ　近接性評価地域
次の地域を近接性評価地域といたします。
<table>
<tr><th>振興局</th><th>対象となる市町村</th></tr>
<tr><td>石狩振興局</td><td>石狩市，恵庭市，江別市，北広島市，札幌市，千歳市</td></tr>
<tr><td>渡島総合振興局</td><td>七飯町，函館市，北斗市</td></tr>
<tr><td>後志総合振興局</td><td>岩内町，小樽市，倶知安町，余市町</td></tr>
<tr><td>空知総合振興局</td><td>赤平市，岩見沢市，滝川市，南幌町，美唄市，妹背牛町</td></tr>
<tr><td>上川総合振興局</td><td>旭川市</td></tr>
<tr><td>オホーツク総合振興局</td><td>網走市，北見市</td></tr>
<tr><td>胆振総合振興局</td><td>登別市</td></tr>
<tr><td>十勝総合振興局</td><td>音更町，帯広市</td></tr>
<tr><td>釧路総合振興局</td><td>釧路市，釧路町</td></tr>
<tr><td>根室振興局</td><td>根室市</td></tr>
</table>
</td>
</tr>
</table>

変更前（令和６年10月１日実施）	変更後（令和７年４月１日実施）
ロ　受電電圧が標準電圧6,000ボルト以下の場合の系統設備効率化割引単価 22（系統連系受電サービス）(3)ハ(ﾛ)によって算定された系統設備効率化割引単価が，22（系統連系受電サービス）(3)ハ(ﾛ)の割引区分Ａ－2およびＢ－2を適用した場合に算定される系統設備効率化割引単価を下回る場合の系統設備効率化割引単価は，22（系統連系受電サービス）(3)ハ(ﾛ)にかかわらず，22（系統連系受電サービス）(3)ハ(ﾛ)の割引区分Ａ－2およびＢ－2を適用した場合に算定される系統設備効率化割引単価といたします。 ハ　受電電圧が標準電圧6,000ボルトをこえる場合の系統設備効率化割引単価 22（系統連系受電サービス）(3)ハ(ﾛ)によって算定された系統設備効率化割引単価が，22（系統連系受電サービス）(3)ハ(ﾛ)の割引区分Ａ－2 を適用した場合に算定される系統設備効率化割引単価を下回る場合の系統設備効率化割引単価は，22（系統連系受電サービス）(3)ハ(ﾛ)にかかわらず，22（系統連系受電サービス）(3)ハ(ﾛ)の割引区分Ａ－2を適用した場合に算定される系統設備効率化割引単価といたします。	ロ　受電電圧が標準電圧6,000ボルト以下の場合の系統設備効率化割引単価 22（系統連系受電サービス）(3)ハ(ﾛ)によって算定された系統設備効率化割引単価が，22（系統連系受電サービス）(3)ハ(ﾛ)の割引区分Ａ－2およびＢ－2を適用した場合に算定される系統設備効率化割引単価を下回る場合の系統設備効率化割引単価は，22（系統連系受電サービス）(3)ハ(ﾛ)にかかわらず，22（系統連系受電サービス）(3)ハ(ﾛ)の割引区分Ａ－2およびＢ－2を適用した場合に算定される系統設備効率化割引単価といたします。 ハ　受電電圧が標準電圧6,000ボルトをこえる場合の系統設備効率化割引単価 22（系統連系受電サービス）(3)ハ(ﾛ)によって算定された系統設備効率化割引単価が，22（系統連系受電サービス）(3)ハ(ﾛ)の割引区分Ａ－2 を適用した場合に算定される系統設備効率化割引単価を下回る場合の系統設備効率化割引単価は，22（系統連系受電サービス）(3)ハ(ﾛ)にかかわらず，22（系統連系受電サービス）(3)ハ(ﾛ)の割引区分Ａ－2を適用した場合に算定される系統設備効率化割引単価といたします。
16　令和７年３月31日までの給電指令の実施等についての特別措置 この約款実施の日から令和７年３月31日までの期間における需要者の電気の使用または予備送電サービスの使用を制限または中止した場合の料金については，39（給電指令の実施等）(9)または(10)にかかわらず，次のとおりといたします。 (1)　当社は，39（給電指令の実施等）(2)イ，ロ，ハ，トまたは(3)によって，需要者の電気の使用を制限し，または中止した場合には，次の割引を行ない料金を算定いたします。ただし，その原因が契約者，発電契約者，発電者または需要者の責めとなる理由による場合は，その部分については割引いたしません。 イ　低圧で供給する場合または高圧で供給する場合で，接続送電サービス契約電力もしくは臨時接続送電サービス契約電力が500キロワット未満となるとき。 (ｲ)　割引の対象 電灯定額接続送電サービスについては接続送電サービス料金とし，電灯臨時定額接続送電サービスおよび動力臨時定額接続送電サービスについては臨時接続送電サービス料金とし，その他については当該供給地点の接続送電サービスまたは臨時接続送電サービスの基本料金（力率割引または割増しの適用を受ける場合はその適用後の基本料金といたします。）といたします。ただし，33（料金の算定）(1)イ，ロ，ニ，ホ，へまたはリの場合は，制限または中止の日における契約内容に応じて算定される１月の金額といたします。 (ﾛ)　割 引 率 １月中の制限し，または中止した延べ日数１日ごとに４パーセントといたします。 (ﾊ)　制限または中止延べ日数の計算 延べ日数は，１日のうち延べ１時間以上制限し，または中止した日を１日として計算いたします。 ロ　高圧で供給する場合で，接続送電サービス契約電力もしくは臨時接続送電サービス契約電力が500キロワット以上となるときまたは特別高圧で供給する場合 (ｲ)　割引の対象 当該供給地点の力率割引または割増し後の接続送電サービスまたは臨時接続送電サービスの基本料金といたします。ただし，33（料金の算定）(1)イ，ロ，ニ，ホ，へまたはリの場合は，制限または中止の日に	

変更前（令和6年10月1日実施）	変更後（令和7年4月1日実施）
おける契約内容に応じて算定される1月の金額といたします。 (ロ)　割 引 率 1月中の制限し，または中止した延べ時間数1時間ごとに0.2パーセントといたします。 (ハ)　制限または中止延べ時間数の計算 延べ時間数は，1回10分以上の制限または中止の延べ時間とし，1時間未満の端数を生じた場合は，30分以上は切り上げ，30分未満は切り捨てます。 なお，制限時間については，次の算式によって修正したうえで合計いたします。 a　接続供給電力を制限した場合 $H' = H \times \frac{D-d}{D}$ H′　＝　修正時間（10分未満となる場合も延べ時間に算入いたします。） H　＝　制限時間 D　＝　当該供給地点の接続送電サービス契約電力または臨時接続送電サービス契約電力 d　＝　制限時間中の当該供給地点の接続供給電力の最大値 b　接続供給電力量を制限した場合 $H' = H \times \frac{A-B}{A}$ H′　＝　修正時間 H　＝　制限時間 A　＝　制限指定時間中の当該供給地点の基準となる電力量 B　＝　制限時間中の当該供給地点の接続供給電力量 c　接続供給電力および接続供給電力量を同時に制限した時間については，aによる修正時間またはbによる修正時間のいずれか大きいものによります。 (2)　(1)による延べ日数または延べ時間数を計算する場合には，電気工作物の保守または増強のための工事の必要上当社が契約者に3日前までにお知らせして行なう制限または中止は，1月につき1日を限って計算に入れません。この場合の1月につき1日とは，1暦月の1暦日における1回の工事による制限または中止の時間といたします。 なお，契約者と当社との協議（分割接続供給の場合は，双方の契約者と当社との協議といたします。）が整った場合は，需要者に3日前までにお知らせしたことをもって契約者に3日前までにお知らせしたものとみなします。 (3)　予備送電サービスの使用を制限し，または中止した場合には，(1)および(2)に準じて割引を行ない料金を算定いたします。	

変更前（令和6年10月1日実施）	変更後（令和7年4月1日実施）
	16　災害救助法が適用された場合等の特別措置 令和7年4月1日以降に当社供給区域において災害が発生し，原則として災害発生日から1年以内に，当社供給区域内の地域が災害救助法第2条第3項に定める災害発生市町村または本部所管区域市町村の区域（以下「災害救助法適用地域」といいます。）として公示された場合，または当該災害が激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第2条第1項に定める激甚災害として指定され当社供給区域内の地域がその対象地域となった場合で，災害救助法の公示日または激甚災害の指定日が属する月から6月後の月の末日までに，当該災害により被害を受けた需要者（原則として災害救助法適用地域または激甚災害の対象地域の需要者に限ります。）の供給地点に係る託送供給について当該需要者に対して電気の供給を行なう契約者からこの特別措置の適用の申出があるとき（当社が分割接続供給を行なう供給地点においては，双方の契約者から申出がある場合に限ります。）または当該災害により被害を受けた発電者（原則として災害救助法適用地域または激甚災害の対象地域の発電者に限ります。）の受電地点に係る発電量調整供給について当該発電者もしくは当該発電量調整供給に係る発電契約者からこの特別措置の適用の申出があるときの料金および必要となるその他の供給条件は次のとおりといたします。 なお，当社は，需要者または発電者の被害状況を確認するため，必要に応じてり災証明書の提示を求める等の措置を講ずることがあります。 (1)　災害により被害を受けた需要者の供給地点に係る接続送電サービス料金，臨時接続送電サービス料金および予備送電サービス料金について，災害発生日が属する月の前月の料金（支払期日が災害発生日以降となるものに限ります。），および災害発生日が属する月からその翌々月までの料金の供給側料金算定日を，18（料金）(1)にかかわらず，それぞれ1月延期いたします。 (2)　災害により被害を受けた需要者の供給地点において，災害により被害を受けたときから引き続きまったく電気を使用しない場合には，災害発生日が属する月から6月後の月の末日までの間は，料金の算定期間ごとに次の割引を行ない料金を算定いたします。 イ　割引の対象 電灯定額接続送電サービスについては接続送電サービス料金とし，電灯臨時定額接続送電サービスおよび動力臨時定額接続送電サービスについては臨時接続送電サービス料金とし，その他については当該供給地点の接続送電サービスまたは臨時接続送電サービスの基本料金（力率割引または割増しの適用を受ける場合はその適用後の基本料金といたします。）といたします。ただし，33（料金の算定）(1)イ，ロ，ニ，ホ，ヘまたはリの場合は，まったく電気を使用しない日における契約内容に応じて算定される1月の金額といたします。 ロ　割 引 率 ハに定める割引日数1日ごとに4パーセントといたします。 ハ　割 引 日 数 割引日数は，各月の料金の算定期間における，災害により被害を受けたときから引き続きまったく電気を使用しない期間の日数とし，30分ごとの接続供給電力量等にもとづき当社との協議によって定めます。 (3)　災害により被害を受けた需要者の供給地点において，災害により被害を受けたときから引き続きまったく予備送電サービスを使用しない場合には，災害発生日が属する月から6月後の月の末日までの間は，料金の算定期間ごとに(2)に準じて割引を行ない予備送電サービス料金を算定いたします。

変更前（令和 6 年 10 月 1 日実施）	変更後（令和 7 年 4 月 1 日実施）
	(4)　災害により被害を受けた需要者の供給地点において，災害により被害を受けたときから引き続きまったく電気を使用しないで，契約者が当該供給地点に係る接続供給を廃止された後，契約者が新たに当該供給地点に係る接続供給の申込みを行なった場合で，その申込みが災害発生日が属する月の 6 月後の月の末日までに行なわれ，かつ，その申込みが災害により被害を受けたときの当該供給地点に係る接続送電サービス契約電力等をこえないとき（分割接続供給の場合は，その申込みにもとづく 1 供給地点につき，1 接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービス契約電力等が，災害により被害を受けたときの 1 供給地点につき，1 接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービス契約電力等をこえないときに限ります。）は，70（供給地点への供給設備の工事費負担金）にかかわらず，その工事費負担金を申し受けません。 (5)　契約者が，災害により被害を受けた需要者の供給地点において，再建等のため，20（臨時接続送電サービス）の申込みを行なった場合で，その申込みが災害発生日が属する月の 6 月後の月の末日までに行なわれたときは，73（臨時工事費）にかかわらず，その臨時工事費を申し受けません。 (6)　災害により被害を受けた需要者の供給地点において，電気設備が災害のため復旧まで一時使用不能となった場合，18（料金）(1)にかかわらず，災害発生日が属する月から 6 月後の月の末日までの間は，その使用不能設備に相当する接続送電サービスの基本料金，臨時接続送電サービスの基本料金および予備送電サービス料金の割引を行ない料金を算定いたします。 (7)　契約者が，災害により被害を受けた需要者の供給地点において，再建等のため，引込線，計量器，その付属装置，区分装置，通信設備および電流制限器等の取付位置の変更の申込みを災害発生日が属する月の 6 月後の月の末日までに行なった場合で，その供給方法が災害により被害を受けたときの供給方法と同一であるときは，62（引込線の接続），63（計量器等の取付け），64（通信設備等の施設）および 66（電流制限器等の取付け）にかかわらず，原則として，その初回の工事に要した実費または実費相当額を申し受けません。 (8)　災害により被害を受けた需要者の供給地点において，当社が分割接続供給を行なう場合で，(2)または(6)によって割引を行ない接続送電サービス料金または臨時接続送電サービス料金を算定するときは，(9)または(10)による料金の調整を行なうために，1 供給地点につき，1 接続送電サービスまたは 1 臨時接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービス料金または臨時接続送電サービス料金を，(2)または(6)に準じて割引を行ない算定いたします。 (9)　災害により被害を受けた需要者の供給地点において，当社が分割接続供給を行ない，かつ，(2)または(6)によって割引を行ない接続送電サービス料金を算定する場合で，それぞれの契約者に係る接続送電サービス料金の合計と，(8)によって算定された 1 供給地点につき，1 接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービス料金との間に差が生ずるときは，33（料金の算定）(12)に準じて接続送電サービス料金の調整を行ないます。 (10)　災害により被害を受けた需要者の供給地点において，当社が分割接続供給を行ない，かつ，(2)または(6)によって割引を行ない臨時接続送電サービス料金を算定する場合で，それぞれの契約者に係る臨時接続送電サービス料金の合計と，(8)によって算定された 1 供給地点につき，1 臨時接続送電サービスを適用した場合の臨時接続送電サービス料金との間に差が生ずるときは，33（料金の算定）(13)に準じて臨時接続送電サービス料金の調整を行ないます。 (11)　災害により被害を受けた需要者の供給地点において，当社が分割接続供給を行なう場合で，(3)または(6)によって割引を行ない予備送電サービス料金を算定するときは，(12)による料金の調整を行なうために，1 供給地点につき，1 予備送電サービスを適用した場合の予備送電サービス料金を，(3)または(6)に準じて割引を行な

変更前（令和６年 10 月１日実施）	変更後（令和７年４月１日実施）
	い算定いたします。 (12)　災害により被害を受けた需要者の供給地点において，当社が分割接続供給を行ない，かつ，予備送電サービスをあわせて適用し，(3)または(6)によって割引を行ない予備送電サービス料金を算定する場合で，それぞれの契約者に係る予備送電サービス料金の合計と，(11)によって算定された１供給地点につき，１予備送電サービスを適用した場合の予備送電サービス料金との間に差が生ずるときは，33（料金の算定）(14)に準じて予備送電サービス料金の調整を行ないます。 (13)　災害により被害を受けた発電者の受電地点に係る系統連系受電サービス料金について，災害発生日が属する月の前月の料金（支払期日が災害発生日以降となるものに限ります。），および災害発生日が属する月からその翌々月までの料金の支払期日を，34（支払義務の発生および支払期日）にかかわらず，それぞれ１月延期いたします。 (14)　災害により被害を受けた発電者の受電地点において，災害により被害を受けたときから引き続きまったく発電または放電しない場合（他の発電量調整供給契約等と同一計量する場合等は，すべての発電量調整供給等に係る発電量調整受電電力量等が零であるときに限ります。）には，災害発生日が属する月から６月後の月の末日までの間は，料金の算定期間ごとに次の割引を行ない料金を算定いたします。 イ　割引の対象 当該受電地点の系統連系受電サービスの基本料金から系統設備効率化割引額を差し引いた金額といたします。ただし，33（料金の算定）(1)イ，ハ，ニ，トまたはチの場合は，まったく電気を発電または放電しない日における契約内容に応じて算定される１月の金額といたします。 ロ　割 引 率 ハに定める割引日数１日ごとに４パーセントといたします。 ハ　割 引 日 数 割引日数は，各月の料金の算定期間における，災害により被害を受けたときから引き続きまったく電気を発電または放電しない期間の日数とし，30 分ごとの発電量調整受電電力量等にもとづき当社との協議によって定めます。 (15)　災害により被害を受けた発電者の受電地点において，発電設備等が災害のため復旧まで一時運転不能となった場合，18（料金）(3)にかかわらず，災害発生日が属する月から６月後の月の末日までの間は，その運転不能設備に相当する系統連系受電サービスの基本料金の割引を行ない料金を算定いたします。 なお，この場合，その運転不能設備に相当する系統連系受電サービスの系統設備効率化割引は適用いたしません。

変更前（令和6年10月1日実施）

別　　表

1　契約設備電力の算定

(1)　契約設備電力は，原則として，電流を制限する計量器により制限される電流，電流制限器または主開閉器の定格電流にもとづき次により算定いたします。この場合，1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。

イ　電流を制限する計量器による場合

入力（キロボルトアンペア）＝制限される電流（アンペア）×100ボルト

$$\times \frac{1}{1,000}$$

ロ　電流制限器による場合

入力（キロボルトアンペア）＝電流制限器の定格電流（アンペア）

$$\times 100\text{ボルト} \times \frac{1}{1,000}$$

ハ　主開閉器による場合

別表3（契約電力および契約容量の算定方法）に準じて算定いたします。

(2)　(1)によりがたい場合は，負荷設備の容量等を基準として定めるものといたします。

2　系統設備効率化割引の対象変電所等

(1)　系統設備効率化割引の対象変電所等

次の変電所等を系統設備効率化割引の対象変電所等といたします。

割引区分	振興局	割引対象変電所等
Ａ－1	渡島総合振興局	大野変電所，北七飯変電所，北斗変換所
Ａ－2	石狩振興局	恵庭変電所，北江別変電所，篠路変電所，苗穂変電所，西札幌変電所，西当別変電所，西野変電所，南九条変電所，南札幌変電所
	渡島総合振興局	上八雲開閉所，知内開閉所

変更後（令和7年4月1日実施）

別　　表

1　契約設備電力の算定

(1)　契約設備電力は，原則として，電流を制限する計量器により制限される電流，電流制限器または主開閉器の定格電流にもとづき次により算定いたします。この場合，1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。

イ　電流を制限する計量器による場合

入力（キロボルトアンペア）＝制限される電流（アンペア）×100ボルト

$$\times \frac{1}{1,000}$$

ロ　電流制限器による場合

入力（キロボルトアンペア）＝電流制限器の定格電流（アンペア）

$$\times 100\text{ボルト} \times \frac{1}{1,000}$$

ハ　主開閉器による場合

別表3（契約電力および契約容量の算定方法）に準じて算定いたします。

(2)　(1)によりがたい場合は，負荷設備の容量等を基準として定めるものといたします。

2　系統設備効率化割引の対象変電所等

(1)　系統設備効率化割引の対象変電所等

次の変電所等を系統設備効率化割引の対象変電所等といたします。

割引区分	振興局	割引対象変電所等
Ａ－1	渡島総合振興局	大野変電所，北七飯変電所，北斗変換所
Ａ－2	石狩振興局	恵庭変電所，北江別変電所，篠路変電所，苗穂変電所，西札幌変電所，西当別変電所，西野変電所，南九条変電所，南札幌変電所
	渡島総合振興局	上八雲開閉所，知内開閉所

変更前（令和６年 10 月１日実施）

割引区分	振興局	割引対象変電所等
Ａ－3	後志総合振興局	西小樽変電所，西双葉開閉所，双葉開閉所
	空知総合振興局	西滝川変電所，西奈井江開閉所
	上川総合振興局	旭川嵐山開閉所，旭川変電所，西旭川変電所
	胆振総合振興局	追分開閉所，苫小牧変電所，苫東厚真発電所，西伊達変電所，西室蘭開閉所，南早来変電所，室蘭変電所
Ｂ－1	石狩振興局	厚別変電所，大通変電所，大谷地変電所，北口変電所，北郷変電所，北三条変電所，札幌中央変電所，白石変電所，新琴似変電所，薄野変電所，桑園変電所，月寒変電所，豊平変電所，苗穂変電所，東美園変電所，幌北変電所，本町変電所，円山変電所，美香保変電所，美園変電所，南九条変電所，南札幌変電所，南三条変電所，元町変電所，元村変電所，山鼻変電所
	上川総合振興局	秋月変電所，旭川中央変電所，栄町変電所，新星変電所，近文変電所，忠和変電所
Ｂ－2	石狩振興局	美しが丘変電所，大麻変電所，上江別変電所，川沿変電所，恵南変電所，琴似変電所，尻苗変電所，澄川変電所，樽川変電所，千歳変電所，手稲変電所，砥山変電所，屯田変電所，西岡変電所，錦橋変電所，西札幌変電所，西野三条変電所，二十四軒変電所，野幌変電所，浜益変電所，平岡変電所，藤野変電所，前田変電所，真駒内変電所，宮の沢変電所，藻岩変電所，山の手変電所
	渡島総合振興局	相沼内変電所，石川変電所，磯谷川第二変電所，落部変電所，柏木変電所，鹿部変電所，東雲変電所，清水川変電所，末広変電所，中の橋変電所，七重浜変電所，函館変電所，東山変電所，福島変電所，八雲変電所，湯川変電所
	檜山振興局	厚沢部変電所，今金変電所，ピリカ変電所
	後志総合振興局	色内変電所，岩内変電所，小樽変電所，茅沼変電所，寒別変電所，倶知安変電所，国富変電所，昆布変電所，新光変電所，銭函変電所，富岡変電所，ニセコ変電所，比羅夫変電所，古平変電所，山田変電所，蘭越変電所，留産変電所

変更後（令和７年４月１日実施）

割引区分	振興局	割引対象変電所等
Ａ－3	後志総合振興局	西小樽変電所，西双葉開閉所，双葉開閉所
	空知総合振興局	西滝川変電所，西奈井江開閉所
	上川総合振興局	旭川嵐山開閉所，旭川変電所，西旭川変電所
	胆振総合振興局	追分開閉所，苫小牧変電所，苫東厚真発電所，西伊達変電所，西室蘭開閉所，南早来変電所，室蘭変電所
Ｂ－1	石狩振興局	厚別変電所，大通変電所，大谷地変電所，北口変電所，北郷変電所，北三条変電所，札幌中央変電所，白石変電所，新琴似変電所，薄野変電所，桑園変電所，月寒変電所，豊平変電所，苗穂変電所，東美園変電所，幌北変電所，本町変電所，円山変電所，美香保変電所，美園変電所，南九条変電所，南札幌変電所，南三条変電所，元町変電所，元村変電所，山鼻変電所
	上川総合振興局	秋月変電所，旭川中央変電所，栄町変電所，新星変電所，近文変電所，忠和変電所
Ｂ－2	石狩振興局	美しが丘変電所，大麻変電所，上江別変電所，川沿変電所，恵南変電所，琴似変電所，尻苗変電所，澄川変電所，樽川変電所，千歳変電所，手稲変電所，砥山変電所，屯田変電所，西岡変電所，錦橋変電所，西札幌変電所，西野三条変電所，二十四軒変電所，野幌変電所，浜益変電所，平岡変電所，藤野変電所，前田変電所，真駒内変電所，宮の沢変電所，藻岩変電所，山の手変電所
	渡島総合振興局	相沼内変電所，石川変電所，磯谷川第二変電所，落部変電所，柏木変電所，鹿部変電所，東雲変電所，清水川変電所，末広変電所，中の橋変電所，七重浜変電所，函館変電所，東山変電所，福島変電所，八雲変電所，湯川変電所
	檜山振興局	厚沢部変電所，今金変電所，ピリカ変電所
	後志総合振興局	色内変電所，岩内変電所，小樽変電所，茅沼変電所，寒別変電所，倶知安変電所，国富変電所，昆布変電所，新光変電所，銭函変電所，富岡変電所，ニセコ変電所，比羅夫変電所，古平変電所，山田変電所，蘭越変電所，留産変電所

変更前（令和６年 10 月１日実施）

割引区分	振興局	割引対象変電所等
Ｂ－2	空知総合振興局	芦別変電所，岩見沢変電所，北村変電所，新十津川変電所，砂川変電所，滝川変電所，多度志変電所，奈井江変電所，西滝川変電所，二の坂変電所，沼田変電所，東岩見沢変電所，美唄変電所，深川変電所，南大夕張変電所，南清水沢変電所，南町変電所，美流渡変電所，茂尻変電所，妹背牛変電所，文珠変電所，夕張変電所，由仁変電所
	上川総合振興局	旭川変電所，安足間変電所，雨竜変電所，江卸変電所，金山変電所，上士別変電所，上富良野変電所，神居変電所，北の峰変電所，剣淵変電所，咲来変電所，三条変電所，鹿越変電所，士別変電所，占冠変電所，新旭川変電所，東光変電所，中川変電所，永山変電所，七条変電所，名寄変電所，美瑛変電所，東川変電所，富良野変電所，幌加内変電所，山部変電所
	留萌振興局	天塩変電所，羽幌変電所，増毛変電所，留萌変電所
	宗谷総合振興局	歌登変電所，枝幸変電所，声問変電所，猿払変電所，小頓別変電所，豊富変電所，浜頓別変電所，幌延変電所，曲渕変電所，稚内西変電所，稚内変電所
	オホーツク総合振興局	宇登呂変電所，興部変電所，北見変電所，清見変電所，潮見変電所，田端変電所
	胆振総合振興局	明野変電所，大岸変電所，祝津変電所，壮瞥変電所，伊達変電所，洞爺変電所，苫小牧中央変電所，苫小牧変電所，登別青葉変電所，東町変電所，幌別変電所，御崎変電所，緑町変電所，室蘭中央変電所，室蘭変電所，鷲別変電所
	日高振興局	厚賀変電所，浦河変電所，静内変電所，東静内変電所，平取変電所，三石変電所
	十勝総合振興局	帯広中央変電所，帯広変電所，広陽変電所，新得変電所，南郷変電所，西帯広変電所
	釧路総合振興局	愛国変電所，橋北変電所，釧路中央変電所，釧路変電所，湖畔変電所，星が浦変電所
	根室振興局	峰浜変電所，羅臼変電所

なお，系統設備効率化割引の対象変電所等および系統設備効率化割引単価については，原則として令和 10 年４月１日に見直しを行なうものとし，当該見直し後は原則として５年ごとに見直しを行なうものといたしま

変更後（令和７年４月１日実施）

割引区分	振興局	割引対象変電所等
Ｂ－2	空知総合振興局	芦別変電所，岩見沢変電所，北村変電所，新十津川変電所，砂川変電所，滝川変電所，多度志変電所，奈井江変電所，西滝川変電所，二の坂変電所，沼田変電所，東岩見沢変電所，美唄変電所，深川変電所，南大夕張変電所，南清水沢変電所，南町変電所，美流渡変電所，茂尻変電所，妹背牛変電所，文珠変電所，夕張変電所，由仁変電所
	上川総合振興局	旭川変電所，安足間変電所，雨竜変電所，江卸変電所，金山変電所，上士別変電所，上富良野変電所，神居変電所，北の峰変電所，剣淵変電所，咲来変電所，三条変電所，鹿越変電所，士別変電所，占冠変電所，新旭川変電所，東光変電所，中川変電所，永山変電所，七条変電所，名寄変電所，美瑛変電所，東川変電所，富良野変電所，幌加内変電所，山部変電所
	留萌振興局	天塩変電所，羽幌変電所，増毛変電所，留萌変電所
	宗谷総合振興局	歌登変電所，枝幸変電所，声問変電所，猿払変電所，小頓別変電所，豊富変電所，浜頓別変電所，幌延変電所，曲渕変電所，稚内西変電所，稚内変電所
	オホーツク総合振興局	宇登呂変電所，興部変電所，北見変電所，清見変電所，潮見変電所，田端変電所
	胆振総合振興局	明野変電所，大岸変電所，祝津変電所，壮瞥変電所，伊達変電所，洞爺変電所，苫小牧中央変電所，苫小牧変電所，登別青葉変電所，東町変電所，幌別変電所，御崎変電所，緑町変電所，室蘭中央変電所，室蘭変電所，鷲別変電所
	日高振興局	厚賀変電所，浦河変電所，静内変電所，東静内変電所，平取変電所，三石変電所
	十勝総合振興局	帯広中央変電所，帯広変電所，広陽変電所，新得変電所，南郷変電所，西帯広変電所
	釧路総合振興局	愛国変電所，橋北変電所，釧路中央変電所，釧路変電所，湖畔変電所，星が浦変電所
	根室振興局	峰浜変電所，羅臼変電所

なお，系統設備効率化割引の対象変電所等および系統設備効率化割引単価については，原則として令和 10 年４月１日に見直しを行なうものとし，当該見直し後は原則として５年ごとに見直しを行なうものといたしま

<table>
<tr><th>変更前（令和6年10月1日実施）</th><th>変更後（令和7年4月1日実施）</th></tr>
<tr><td>す。
(2)　系統設備効率化割引の割引区分の適用
イ　(1)の割引区分は，10（契約の成立および契約期間）(1)により系統連系受電契約が成立したときの連系変電所等により適用いたします。
なお，連系変電所等については，原則として令和10年4月1日に見直しを行なうものとし，当該見直し後は原則として5年ごとに見直しを行なうものといたします。
ロ　(1)に定める系統設備効率化割引の対象変電所等および系統設備効率化割引単価の見直しまでの間に利用する変電所等に変更があった場合であっても，(1)に定める系統設備効率化割引の対象変電所等および系統設備効率化割引単価の見直しまでの間に適用される割引区分は継続されるものといたします。
ハ　(1)に定める系統設備効率化割引の対象変電所等および系統設備効率化割引単価の見直し後に発電量調整供給を開始した場合であっても，(1)の割引区分は，イにより適用するものといたします。ただし，適用される22（系統連系受電サービス）(3)ハ(ロ)の系統設備効率化割引単価は見直し後のものといたします。
ニ　令和6年4月1日以降，受電地点を新たに設定する発電場所（発電設備等を新たに使用する場合に限ります。）または同一地点で発電設備等のすべての変更を行なう発電場所について，発電量調整供給の開始または変更以降，(1)に定める系統設備効率化割引の対象変電所等および系統設備効率化割引単価の見直しを行なった場合における見直し後に適用する割引区分は，その次の(1)に定める系統設備効率化割引の対象変電所等および系統設備効率化割引単価の見直しまでの間1回に限り，次のとおりといたします。ただし，適用される22（系統連系受電サービス）(3)ハ(ロ)の系統設備効率化割引単価は見直し後のものといたします。</td><td>す。
(2)　系統設備効率化割引の割引区分の適用
イ　(1)の割引区分は，10（契約の成立および契約期間）(1)により系統連系受電契約が成立したときの連系変電所等により適用いたします。
なお，連系変電所等については，原則として令和10年4月1日に見直しを行なうものとし，当該見直し後は原則として5年ごとに見直しを行なうものといたします。
ロ　(1)に定める系統設備効率化割引の対象変電所等および系統設備効率化割引単価の見直しまでの間に利用する変電所等に変更があった場合であっても，(1)に定める系統設備効率化割引の対象変電所等および系統設備効率化割引単価の見直しまでの間に適用される割引区分は継続されるものといたします。
ハ　(1)に定める系統設備効率化割引の対象変電所等および系統設備効率化割引単価の見直し後に発電量調整供給を開始した場合であっても，(1)の割引区分は，イにより適用するものといたします。ただし，適用される22（系統連系受電サービス）(3)ハ(ロ)の系統設備効率化割引単価は見直し後のものといたします。
ニ　令和6年4月1日以降，受電地点を新たに設定する発電場所（発電設備等を新たに使用する場合に限ります。）または同一地点で発電設備等のすべての変更を行なう発電場所について，発電量調整供給の開始または変更以降，(1)に定める系統設備効率化割引の対象変電所等および系統設備効率化割引単価の見直しを行なった場合における見直し後に適用する割引区分は，その次の(1)に定める系統設備効率化割引の対象変電所等および系統設備効率化割引単価の見直しまでの間1回に限り，次のとおりといたします。ただし，適用される22（系統連系受電サービス）(3)ハ(ロ)の系統設備効率化割引単価は見直し後のものといたします。</td></tr>
<tr><td><table>
<tr><th>見直し前の割引区分</th><th>見直し後の割引区分</th><th>適用される割引区分</th></tr>
<tr><td>Ａ－1</td><td>Ａ－1，Ａ－2，Ａ－3または割引対象外</td><td>Ａ－1</td></tr>
<tr><td rowspan="2">Ａ－2</td><td>Ａ－1</td><td>Ａ－1</td></tr>
<tr><td>Ａ－2，Ａ－3または割引対象外</td><td>Ａ－2</td></tr>
<tr><td rowspan="3">Ａ－3</td><td>Ａ－1</td><td>Ａ－1</td></tr>
<tr><td>Ａ－2</td><td>Ａ－2</td></tr>
<tr><td>Ａ－3または割引対象外</td><td>Ａ－3</td></tr>
<tr><td>Ｂ－1</td><td>Ｂ－1，Ｂ－2または割引対象外</td><td>Ｂ－1</td></tr>
<tr><td rowspan="2">Ｂ－2</td><td>Ｂ－1</td><td>Ｂ－1</td></tr>
<tr><td>Ｂ－2または割引対象外</td><td>Ｂ－2</td></tr>
</table></td><td><table>
<tr><th>見直し前の割引区分</th><th>見直し後の割引区分</th><th>適用される割引区分</th></tr>
<tr><td>Ａ－1</td><td>Ａ－1，Ａ－2，Ａ－3または割引対象外</td><td>Ａ－1</td></tr>
<tr><td rowspan="2">Ａ－2</td><td>Ａ－1</td><td>Ａ－1</td></tr>
<tr><td>Ａ－2，Ａ－3または割引対象外</td><td>Ａ－2</td></tr>
<tr><td rowspan="3">Ａ－3</td><td>Ａ－1</td><td>Ａ－1</td></tr>
<tr><td>Ａ－2</td><td>Ａ－2</td></tr>
<tr><td>Ａ－3または割引対象外</td><td>Ａ－3</td></tr>
<tr><td>Ｂ－1</td><td>Ｂ－1，Ｂ－2または割引対象外</td><td>Ｂ－1</td></tr>
<tr><td rowspan="2">Ｂ－2</td><td>Ｂ－1</td><td>Ｂ－1</td></tr>
<tr><td>Ｂ－2または割引対象外</td><td>Ｂ－2</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>3　契約電力および契約容量の算定方法
19（接続送電サービス）(2)イ(ロ)ｂもしくは(ハ)または20（臨時接続送電サービス）(2)イ(イ)ｂ(b)もしくは(ロ)</td><td>3　契約電力および契約容量の算定方法
19（接続送電サービス）(2)イ(ロ)ｂもしくは(ハ)または20（臨時接続送電サービス）(2)イ(イ)ｂ(b)もしくは(ロ)</td></tr>
</table>

変更前（令和6年10月1日実施）

bの場合の契約電力または契約容量は，次により算定いたします。ただし，契約電力を算定する場合は，力率（100パーセントといたします。）を乗じます。

(1)　供給電気方式および供給電圧が交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトの場合

契約主開閉器の定格電流（アンペア）×電圧（ボルト）× $\frac{1}{1,000}$

なお，交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトの場合の電圧は，200ボルトといたします。

(2)　供給電気方式および供給電圧が交流3相3線式標準電圧200ボルトの場合

契約主開閉器の定格電流（アンペア）×電圧（ボルト）×1.732× $\frac{1}{1,000}$

4　負荷設備の入力換算容量

(1)　照明用電気機器

照明用電気機器の換算容量は，次のイ，ロ，ハおよびニによります。

イ　けい光灯

	換算容量	
	入力（ボルトアンペア）	入力（ワット）
高力率型	管灯の定格消費電力（ワット）×150パーセント	管灯の定格消費電力（ワット）×125パーセント
低力率型	管灯の定格消費電力（ワット）×200パーセント	

ロ　ネオン管灯

2次電圧（ボルト）	換算容量		
	入力（ボルトアンペア）		入力（ワット）
	高力率型	低力率型	
3,000	30	80	30
6,000	60	150	60
9,000	100	220	100
12,000	140	300	140
15,000	180	350	180

変更後（令和7年4月1日実施）

bの場合の契約電力または契約容量は，次により算定いたします。ただし，契約電力を算定する場合は，力率（100パーセントといたします。）を乗じます。

(1)　供給電気方式および供給電圧が交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトの場合

契約主開閉器の定格電流（アンペア）×電圧（ボルト）× $\frac{1}{1,000}$

なお，交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトの場合の電圧は，200ボルトといたします。

(2)　供給電気方式および供給電圧が交流3相3線式標準電圧200ボルトの場合

契約主開閉器の定格電流（アンペア）×電圧（ボルト）×1.732× $\frac{1}{1,000}$

4　負荷設備の入力換算容量

(1)　照明用電気機器

照明用電気機器の換算容量は，次のイ，ロ，ハおよびニによります。

イ　けい光灯

	換算容量	
	入力（ボルトアンペア）	入力（ワット）
高力率型	管灯の定格消費電力（ワット）×150パーセント	管灯の定格消費電力（ワット）×125パーセント
低力率型	管灯の定格消費電力（ワット）×200パーセント	

ロ　ネオン管灯

2次電圧（ボルト）	換算容量		
	入力（ボルトアンペア）		入力（ワット）
	高力率型	低力率型	
3,000	30	80	30
6,000	60	150	60
9,000	100	220	100
12,000	140	300	140
15,000	180	350	180

変更前（令和６年10月１日実施）

ハ　スリームラインランプ

管の長さ（ミリメートル）	換　算　容　量	
	入力（ボルトアンペア）	入力（ワット）
999以下	40	40
1,149以下	60	60
1,556以下	70	70
1,759以下	80	80
2,368以下	100	100

ニ　水銀灯

出　力（ワット）	換　算　容　量		
	入力（ボルトアンペア）		入力（ワット）
	高力率型	低力率型	
40以下	60	130	50
60以下	80	170	70
80以下	100	190	90
100以下	150	200	130
125以下	160	290	145
200以下	250	400	230
250以下	300	500	270
300以下	350	550	325
400以下	500	750	435
700以下	800	1,200	735
1,000以下	1,200	1,750	1,005

(2)　誘導電動機

変更後（令和７年４月１日実施）

ハ　スリームラインランプ

管の長さ（ミリメートル）	換　算　容　量	
	入力（ボルトアンペア）	入力（ワット）
999以下	40	40
1,149以下	60	60
1,556以下	70	70
1,759以下	80	80
2,368以下	100	100

ニ　水銀灯

出　力（ワット）	換　算　容　量		
	入力（ボルトアンペア）		入力（ワット）
	高力率型	低力率型	
40以下	60	130	50
60以下	80	170	70
80以下	100	190	90
100以下	150	200	130
125以下	160	290	145
200以下	250	400	230
250以下	300	500	270
300以下	350	550	325
400以下	500	750	435
700以下	800	1,200	735
1,000以下	1,200	1,750	1,005

(2)　誘導電動機

<table>
<tr>
<th>変更前（令和6年10月1日実施）</th>
<th>変更後（令和7年4月1日実施）</th>
</tr>
<tr>
<td>
イ　単相誘導電動機
(ｲ)　出力が馬力表示の単相誘導電動機の換算容量（入力〔キロワット〕）は，換算率100.0パーセントを乗じたものといたします。
(ﾛ)　出力がワット表示のものは，次のとおりといたします。
<table>
<tr><th rowspan="2">出　力
（ワット）</th><th colspan="2">換　算　容　量</th></tr>
<tr><th colspan="2">入力（ボルトアンペア）</th><th>入力（ワット）</th></tr>
<tr><th>高　力　率　型</th><th>低　力　率　型</th><th></th></tr>
<tr><td>35以下</td><td>—</td><td>160</td><td rowspan="8">出力（ワット）×
133.0パーセント</td></tr>
<tr><td>45以下</td><td>—</td><td>180</td></tr>
<tr><td>65以下</td><td>—</td><td>230</td></tr>
<tr><td>100以下</td><td>250</td><td>350</td></tr>
<tr><td>200以下</td><td>400</td><td>550</td></tr>
<tr><td>400以下</td><td>600</td><td>850</td></tr>
<tr><td>550以下</td><td>900</td><td>1,200</td></tr>
<tr><td>750以下</td><td>1,000</td><td>1,400</td></tr>
</table>
ロ　3相誘導電動機
<table>
<tr><th>換算容量（入力〔キロワット〕）</th></tr>
<tr><td>出　　力（馬　　力）×　93.3パーセント</td></tr>
<tr><td>出　　力（キロワット）×125.0パーセント</td></tr>
</table>
(3)　レントゲン装置
レントゲン装置の換算容量は，次によります。
なお，レントゲン装置が2以上の装置種別を兼ねる場合は，いずれか大きい換算容量といたします。
</td>
<td>
イ　単相誘導電動機
(ｲ)　出力が馬力表示の単相誘導電動機の換算容量（入力〔キロワット〕）は，換算率100.0パーセントを乗じたものといたします。
(ﾛ)　出力がワット表示のものは，次のとおりといたします。
<table>
<tr><th rowspan="2">出　力
（ワット）</th><th colspan="2">換　算　容　量</th></tr>
<tr><th colspan="2">入力（ボルトアンペア）</th><th>入力（ワット）</th></tr>
<tr><th>高　力　率　型</th><th>低　力　率　型</th><th></th></tr>
<tr><td>35以下</td><td>—</td><td>160</td><td rowspan="8">出力（ワット）×
133.0パーセント</td></tr>
<tr><td>45以下</td><td>—</td><td>180</td></tr>
<tr><td>65以下</td><td>—</td><td>230</td></tr>
<tr><td>100以下</td><td>250</td><td>350</td></tr>
<tr><td>200以下</td><td>400</td><td>550</td></tr>
<tr><td>400以下</td><td>600</td><td>850</td></tr>
<tr><td>550以下</td><td>900</td><td>1,200</td></tr>
<tr><td>750以下</td><td>1,000</td><td>1,400</td></tr>
</table>
ロ　3相誘導電動機
<table>
<tr><th>換算容量（入力〔キロワット〕）</th></tr>
<tr><td>出　　力（馬　　力）×　93.3パーセント</td></tr>
<tr><td>出　　力（キロワット）×125.0パーセント</td></tr>
</table>
(3)　レントゲン装置
レントゲン装置の換算容量は，次によります。
なお，レントゲン装置が2以上の装置種別を兼ねる場合は，いずれか大きい換算容量といたします。
</td>
</tr>
</table>

変更前（令和６年10月１日実施）

装置種別（携帯型および移動型を含みます。）	最高定格管電圧（キロボルトピーク）	管電流（短時間定格電流）（ミリアンペア）	換算容量(入力)（キロボルトアンペア）
治療用装置			定格１次最大入力(キロボルトアンペア)の値といたします。
診察用装置	95キロボルトピーク以下	20ミリアンペア以下	1
		20ミリアンペア超過　30ミリアンペア以下	1.5
		30ミリアンペア超過　50ミリアンペア以下	2
		50ミリアンペア超過　100ミリアンペア以下	3
		100ミリアンペア超過　200ミリアンペア以下	4
		200ミリアンペア超過　300ミリアンペア以下	5
		300ミリアンペア超過　500ミリアンペア以下	7.5
		500ミリアンペア超過　1,000ミリアンペア以下	10
	95キロボルトピーク超過100キロボルトピーク以下	200ミリアンペア以下	5
		200ミリアンペア超過　300ミリアンペア以下	6
		300ミリアンペア超過　500ミリアンペア以下	8
		500ミリアンペア超過　1,000ミリアンペア以下	13.5
	100キロボルトピーク超過125キロボルトピーク以下	500ミリアンペア以下	9.5
		500ミリアンペア超過　1,000ミリアンペア以下	16
	125キロボルトピーク超過150キロボルトピーク以下	500ミリアンペア以下	11
		500ミリアンペア超過　1,000ミリアンペア以下	19.5
蓄電器放電式診察用装置	コンデンサ容量　0.75マイクロファラッド以下		1
	0.75マイクロファラッド超過1.5マイクロファラッド以下		2
	1.5マイクロファラッド超過3マイクロファラッド以下		3

(4)　電気溶接機

電気溶接機の換算容量は，次の算式によって算定された値といたします。

イ　日本産業規格に適合した機器（コンデンサ内蔵型を除きます。）の場合

入力（キロワット）＝最大定格１次入力（キロボルトアンペア）×70パーセント

ロ　イ以外の場合

入力（キロワット）＝実測した１次入力（キロボルトアンペア）×70パーセント

変更後（令和７年４月１日実施）

装置種別（携帯型および移動型を含みます。）	最高定格管電圧（キロボルトピーク）	管電流（短時間定格電流）（ミリアンペア）	換算容量(入力)（キロボルトアンペア）
治療用装置			定格１次最大入力(キロボルトアンペア)の値といたします。
診察用装置	95キロボルトピーク以下	20ミリアンペア以下	1
		20ミリアンペア超過　30ミリアンペア以下	1.5
		30ミリアンペア超過　50ミリアンペア以下	2
		50ミリアンペア超過　100ミリアンペア以下	3
		100ミリアンペア超過　200ミリアンペア以下	4
		200ミリアンペア超過　300ミリアンペア以下	5
		300ミリアンペア超過　500ミリアンペア以下	7.5
		500ミリアンペア超過　1,000ミリアンペア以下	10
	95キロボルトピーク超過100キロボルトピーク以下	200ミリアンペア以下	5
		200ミリアンペア超過　300ミリアンペア以下	6
		300ミリアンペア超過　500ミリアンペア以下	8
		500ミリアンペア超過　1,000ミリアンペア以下	13.5
	100キロボルトピーク超過125キロボルトピーク以下	500ミリアンペア以下	9.5
		500ミリアンペア超過　1,000ミリアンペア以下	16
	125キロボルトピーク超過150キロボルトピーク以下	500ミリアンペア以下	11
		500ミリアンペア超過　1,000ミリアンペア以下	19.5
蓄電器放電式診察用装置	コンデンサ容量　0.75マイクロファラッド以下		1
	0.75マイクロファラッド超過1.5マイクロファラッド以下		2
	1.5マイクロファラッド超過3マイクロファラッド以下		3

(4)　電気溶接機

電気溶接機の換算容量は，次の算式によって算定された値といたします。

イ　日本産業規格に適合した機器（コンデンサ内蔵型を除きます。）の場合

入力（キロワット）＝最大定格１次入力（キロボルトアンペア）×70パーセント

ロ　イ以外の場合

入力（キロワット）＝実測した１次入力（キロボルトアンペア）×70パーセント

変更前（令和６年10月１日実施）	変更後（令和７年４月１日実施）
(5)　そ　の　他 イ　(1)，(2)，(3)および(4)によることが不適当と認められる電気機器の換算容量（入力）は，実測した値を基準として契約者と当社との協議によって定めます。ただし，特別の事情がある場合は，定格消費電力を換算容量（入力）とすることがあります。 ロ　動力と一体をなし，かつ，動力を使用するために直接必要であって欠くことができない表示灯は，動力とあわせて１契約負荷設備として契約負荷設備の容量（入力）を算定いたします。 ハ　予備設備であることが明らかな電気機器については，契約負荷設備の容量の算定の対象といたしません。	(5)　そ　の　他 イ　(1)，(2)，(3)および(4)によることが不適当と認められる電気機器の換算容量（入力）は，実測した値を基準として契約者と当社との協議によって定めます。ただし，特別の事情がある場合は，定格消費電力を換算容量（入力）とすることがあります。 ロ　動力と一体をなし，かつ，動力を使用するために直接必要であって欠くことができない表示灯は，動力とあわせて１契約負荷設備として契約負荷設備の容量（入力）を算定いたします。 ハ　予備設備であることが明らかな電気機器については，契約負荷設備の容量の算定の対象といたしません。
5　離島ユニバーサルサービス調整 (1)　離島ユニバーサルサービス調整額の算定 イ　離島平均燃料価格 原油換算値１キロリットル当たりの離島平均燃料価格は，貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき，次の算式によって算定された値といたします。 なお，離島平均燃料価格は，100円単位とし，100円未満の端数は，10円の位で四捨五入いたします。 離島平均燃料価格＝Ａ×α Ａ＝各離島平均燃料価格算定期間における１キロリットル当たりの平均原油価格 α＝1.0000 なお，各離島平均燃料価格算定期間における１キロリットル当たりの平均原油価格の単位は，１円とし，その端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。 ロ　離島基準燃料価格 原油換算値１キロリットル当たりの離島基準燃料価格は，79,300円といたします。 ハ　離島調整上限燃料価格 原油換算値１キロリットル当たりの離島調整上限燃料価格は，119,000円といたします。 ニ　離島ユニバーサルサービス調整単価 離島ユニバーサルサービス調整単価は，次の算式によって算定された値といたします。 なお，離島ユニバーサルサービス調整単価の単位は，１銭とし，その端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。 (イ)　１キロリットル当たりの離島平均燃料価格が離島基準燃料価格を下回る場合 離島ユニバーサルサービス調整単価 ＝(離島基準燃料価格－離島平均燃料価格)×$\frac{(2)\text{の離島基準単価}}{1,000}$ (ロ)　１キロリットル当たりの離島平均燃料価格が離島基準燃料価格を上回り，かつ，離島調整上限燃料価格以下の場合	**5　離島ユニバーサルサービス調整** (1)　離島ユニバーサルサービス調整額の算定 イ　離島平均燃料価格 原油換算値１キロリットル当たりの離島平均燃料価格は，貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき，次の算式によって算定された値といたします。 なお，離島平均燃料価格は，100円単位とし，100円未満の端数は，10円の位で四捨五入いたします。 離島平均燃料価格＝Ａ×α Ａ＝各離島平均燃料価格算定期間における１キロリットル当たりの平均原油価格 α＝1.0000 なお，各離島平均燃料価格算定期間における１キロリットル当たりの平均原油価格の単位は，１円とし，その端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。 ロ　離島基準燃料価格 原油換算値１キロリットル当たりの離島基準燃料価格は，79,300円といたします。 ハ　離島調整上限燃料価格 原油換算値１キロリットル当たりの離島調整上限燃料価格は，119,000円といたします。 ニ　離島ユニバーサルサービス調整単価 離島ユニバーサルサービス調整単価は，次の算式によって算定された値といたします。 なお，離島ユニバーサルサービス調整単価の単位は，１銭とし，その端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。 (イ)　１キロリットル当たりの離島平均燃料価格が離島基準燃料価格を下回る場合 離島ユニバーサルサービス調整単価 ＝(離島基準燃料価格－離島平均燃料価格)×$\frac{(2)\text{の離島基準単価}}{1,000}$ (ロ)　１キロリットル当たりの離島平均燃料価格が離島基準燃料価格を上回り，かつ，離島調整上限燃料価格以下の場合

変更前（令和６年10月１日実施）	変更後（令和７年４月１日実施）
離島ユニバーサルサービス調整単価 ＝(離島平均燃料価格－離島基準燃料価格)×$\frac{\text{(2)の離島基準単価}}{1,000}$	離島ユニバーサルサービス調整単価 ＝(離島平均燃料価格－離島基準燃料価格)×$\frac{\text{(2)の離島基準単価}}{1,000}$
(ハ)　１キロリットル当たりの離島平均燃料価格が離島調整上限燃料価格を上回る場合 離島平均燃料価格は，離島調整上限燃料価格といたします。 離島ユニバーサルサービス調整単価 ＝(離島調整上限燃料価格－離島基準燃料価格)×$\frac{\text{(2)の離島基準単価}}{1,000}$	(ハ)　１キロリットル当たりの離島平均燃料価格が離島調整上限燃料価格を上回る場合 離島平均燃料価格は，離島調整上限燃料価格といたします。 離島ユニバーサルサービス調整単価 ＝(離島調整上限燃料価格－離島基準燃料価格)×$\frac{\text{(2)の離島基準単価}}{1,000}$
ホ　離島ユニバーサルサービス調整単価の適用 各離島平均燃料価格算定期間の離島平均燃料価格によって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価は，その離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間に使用される接続供給に係る電気に適用いたします。	ホ　離島ユニバーサルサービス調整単価の適用 各離島平均燃料価格算定期間の離島平均燃料価格によって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価は，その離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間に使用される接続供給に係る電気に適用いたします。
(イ)　各離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間は，(ロ)，(ハ)および(ニ)の場合を除き，次のとおりといたします。	(イ)　各離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間は，(ロ)，(ハ)および(ニ)の場合を除き，次のとおりといたします。

変更前（令和6年10月1日実施）	変更後（令和7年4月1日実施）

離島平均燃料価格算定期間	離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間
毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の5月の検針日から6月の検針日の前日までの期間
毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の6月の検針日から7月の検針日の前日までの期間
毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の7月の検針日から8月の検針日の前日までの期間
毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の8月の検針日から9月の検針日の前日までの期間
毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の9月の検針日から10月の検針日の前日までの期間
毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の10月の検針日から11月の検針日の前日までの期間
毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の11月の検針日から12月の検針日の前日までの期間
毎年8月1日から10月31日までの期間	その年の12月の検針日から翌年の1月の検針日の前日までの期間
毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の1月の検針日から2月の検針日の前日までの期間
毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の2月の検針日から3月の検針日の前日までの期間
毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の3月の検針日から4月の検針日の前日までの期間
毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は，翌年の2月29日までの期間）	翌年の4月の検針日から5月の検針日の前日までの期間

離島平均燃料価格算定期間	離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間
毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の5月の検針日から6月の検針日の前日までの期間
毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の6月の検針日から7月の検針日の前日までの期間
毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の7月の検針日から8月の検針日の前日までの期間
毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の8月の検針日から9月の検針日の前日までの期間
毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の9月の検針日から10月の検針日の前日までの期間
毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の10月の検針日から11月の検針日の前日までの期間
毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の11月の検針日から12月の検針日の前日までの期間
毎年8月1日から10月31日までの期間	その年の12月の検針日から翌年の1月の検針日の前日までの期間
毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の1月の検針日から2月の検針日の前日までの期間
毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の2月の検針日から3月の検針日の前日までの期間
毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の3月の検針日から4月の検針日の前日までの期間
毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は，翌年の2月29日までの期間）	翌年の4月の検針日から5月の検針日の前日までの期間

(ロ)　記録型計量器により計量する場合で，当社があらかじめ契約者に計量日をお知らせしたときは，(ニ)の場合を除き，その供給地点の各離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間は，(イ)に準ずるものといたします。この場合，(イ)にいう検針日は，計量日といたします。

(ハ)　定額接続送電サービスの場合は，各離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間は，(イ)に準ずるものといたします。この場合，(イ)にいう検針日は，その供給地点の属する検針区域の検針日といたします。ただし，電灯臨時定額接続送電サービスおよび動力臨時定額接続送電サービスの適用を受け，料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間，または各

(ロ)　記録型計量器により計量する場合で，当社があらかじめ契約者に計量日をお知らせしたときは，(ニ)の場合を除き，その供給地点の各離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間は，(イ)に準ずるものといたします。この場合，(イ)にいう検針日は，計量日といたします。

(ハ)　定額接続送電サービスの場合は，各離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間は，(イ)に準ずるものといたします。この場合，(イ)にいう検針日は，その供給地点の属する検針区域の検針日といたします。ただし，電灯臨時定額接続送電サービスおよび動力臨時定額接続送電サービスの適用を受け，料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間，または各

<table>
<tr>
<th>変更前（令和6年10月1日実施）</th>
<th>変更後（令和7年4月1日実施）</th>
</tr>
<tr>
<td>
月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合は，(ｲ)にいう検針日は，応当日といたします。
(ﾆ)　検針日が毎月初日の需要者に係る供給地点については，各離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間は，(ｲ)に準ずるものといたします。この場合，(ｲ)にいう各月の検針日は，その月の翌月の初日といたします。
ﾍ　離島ユニバーサルサービス調整額
(ｲ)　定額制供給の場合
a　電灯定額接続送電サービス
離島ユニバーサルサービス調整額は，ﾆによって算定された各契約負荷設備ごとの離島ユニバーサルサービス調整単価の合計といたします。
b　電灯臨時定額接続送電サービスおよび動力臨時定額接続送電サービス
離島ユニバーサルサービス調整額は，ﾆによって算定された各臨時接続送電サービスごとの離島ユニバーサルサービス調整単価といたします。
(ﾛ)　従量制供給の場合
離島ユニバーサルサービス調整額は，その1月の接続供給電力量にﾆによって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価を適用して算定いたします。
(2)　離島基準単価
離島基準単価は，離島平均燃料価格が1,000円変動した場合の値といたします。

イ　定額制供給の場合
(ｲ)　電灯定額接続送電サービス
離島基準単価は，各契約負荷設備ごとに1月につき次のとおりといたします。
<table>
<tr><td rowspan="6">電灯</td><td>10ワットまでの1灯につき</td><td>4厘</td></tr>
<tr><td>10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき</td><td>9厘</td></tr>
<tr><td>20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき</td><td>1銭8厘</td></tr>
<tr><td>40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき</td><td>2銭5厘</td></tr>
<tr><td>60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき</td><td>4銭3厘</td></tr>
<tr><td>100ワットをこえる1灯につき50ワットまでごとに</td><td>2銭1厘</td></tr>
<tr><td rowspan="3">小型機器</td><td>50ボルトアンペアまでの1機器につき</td><td>1銭3厘</td></tr>
<tr><td>50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき</td><td>2銭5厘</td></tr>
<tr><td>100ボルトアンペアをこえる1機器につき50ボルトアンペアまでごとに</td><td>1銭3厘</td></tr>
</table>
(ﾛ)　電灯臨時定額接続送電サービス
離島基準単価は，契約負荷設備の総容量（入力）によって，1日につき次のとおりといたします。
</td>
<td>
月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合は，(ｲ)にいう検針日は，応当日といたします。
(ﾆ)　検針日が毎月初日の需要者に係る供給地点については，各離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間は，(ｲ)に準ずるものといたします。この場合，(ｲ)にいう各月の検針日は，その月の翌月の初日といたします。
ﾍ　離島ユニバーサルサービス調整額
(ｲ)　定額制供給の場合
a　電灯定額接続送電サービス
離島ユニバーサルサービス調整額は，ﾆによって算定された各契約負荷設備ごとの離島ユニバーサルサービス調整単価の合計といたします。
b　電灯臨時定額接続送電サービスおよび動力臨時定額接続送電サービス
離島ユニバーサルサービス調整額は，ﾆによって算定された各臨時接続送電サービスごとの離島ユニバーサルサービス調整単価といたします。
(ﾛ)　従量制供給の場合
離島ユニバーサルサービス調整額は，その1月の接続供給電力量にﾆによって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価を適用して算定いたします。
(2)　離島基準単価
離島基準単価は，離島平均燃料価格が1,000円変動した場合の値といたします。

イ　定額制供給の場合
(ｲ)　電灯定額接続送電サービス
離島基準単価は，各契約負荷設備ごとに1月につき次のとおりといたします。
<table>
<tr><td rowspan="6">電灯</td><td>10ワットまでの1灯につき</td><td>4厘</td></tr>
<tr><td>10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき</td><td>9厘</td></tr>
<tr><td>20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき</td><td>1銭8厘</td></tr>
<tr><td>40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき</td><td>2銭5厘</td></tr>
<tr><td>60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき</td><td>4銭3厘</td></tr>
<tr><td>100ワットをこえる1灯につき50ワットまでごとに</td><td>2銭1厘</td></tr>
<tr><td rowspan="3">小型機器</td><td>50ボルトアンペアまでの1機器につき</td><td>1銭3厘</td></tr>
<tr><td>50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき</td><td>2銭5厘</td></tr>
<tr><td>100ボルトアンペアをこえる1機器につき50ボルトアンペアまでごとに</td><td>1銭3厘</td></tr>
</table>
(ﾛ)　電灯臨時定額接続送電サービス
離島基準単価は，契約負荷設備の総容量（入力）によって，1日につき次のとおりといたします。
</td>
</tr>
</table>

変更前（令和6年10月1日実施）	変更後（令和7年4月1日実施）

総容量が50ボルトアンペアまでの場合	0厘
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	1厘
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	1厘
総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロボルトアンペアまでの場合	7厘
総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロボルトアンペアまでの場合1キロボルトアンペアまでごとに	7厘

（ハ）　動力臨時定額接続送電サービス

離島基準単価は，次のとおりといたします。ただし，臨時接続送電サービス契約電力が0.5キロワットの場合の離島基準単価は，臨時接続送電サービス契約電力が1キロワットの場合の離島基準単価の半額といたします。

臨時接続送電サービス契約電力1キロワット1日につき	8厘

ロ　従量制供給の場合

離島基準単価は，次のとおりといたします。

1キロワット時につき	1厘

(3)　離島ユニバーサルサービス調整単価等のお知らせ

当社は，(1)イの各離島平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格および(1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価を，インターネットを利用する方法等によりお知らせいたします。

6　平均力率の算定

(1)　平均力率は，次の算式によって算定された値といたします。ただし，有効電力量の値が零となる場合の平均力率は，85パーセントとみなします。

$$\text{平均力率（パーセント）} = \frac{\text{有効電力量}}{\sqrt{(\text{有効電力量})^2+(\text{無効電力量})^2}} \times 100$$

(2)　有効電力量および無効電力量の計量については，30（計量）に準ずるものといたします。ただし，有効電力量または無効電力量は，30（計量）にかかわらず，当分の間，やむをえない場合には，受電電圧および供給電圧と異なった電圧で計量いたします。この場合，有効電力量または無効電力量は，計量された有効電力量または無効電力量を，受電電圧および供給電圧と同位にするために原則として3パーセントの計量損失率によって修正したものといたします。

総容量が50ボルトアンペアまでの場合	0厘
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	1厘
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	1厘
総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロボルトアンペアまでの場合	7厘
総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロボルトアンペアまでの場合1キロボルトアンペアまでごとに	7厘

（ハ）　動力臨時定額接続送電サービス

離島基準単価は，次のとおりといたします。ただし，臨時接続送電サービス契約電力が0.5キロワットの場合の離島基準単価は，臨時接続送電サービス契約電力が1キロワットの場合の離島基準単価の半額といたします。

臨時接続送電サービス契約電力1キロワット1日につき	8厘

ロ　従量制供給の場合

離島基準単価は，次のとおりといたします。

1キロワット時につき	1厘

(3)　離島ユニバーサルサービス調整単価等のお知らせ

当社は，(1)イの各離島平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格および(1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価を，インターネットを利用する方法等によりお知らせいたします。

6　平均力率の算定

(1)　平均力率は，次の算式によって算定された値といたします。ただし，有効電力量の値が零となる場合の平均力率は，85パーセントとみなします。

$$\text{平均力率（パーセント）} = \frac{\text{有効電力量}}{\sqrt{(\text{有効電力量})^2+(\text{無効電力量})^2}} \times 100$$

(2)　有効電力量および無効電力量の計量については，30（計量）に準ずるものといたします。ただし，有効電力量または無効電力量は，30（計量）にかかわらず，当分の間，やむをえない場合には，受電電圧および供給電圧と異なった電圧で計量いたします。この場合，有効電力量または無効電力量は，計量された有効電力量または無効電力量を，受電電圧および供給電圧と同位にするために原則として3パーセントの計量損失率によって修正したものといたします。

変更前（令和6年10月1日実施）	変更後（令和7年4月1日実施）
7　契約負荷設備の総容量の算定	**7　契約負荷設備の総容量の算定**
(1)　差込口の数と電気機器の数が異なる場合は，次によって算定された値にもとづき，契約負荷設備の総容量を算定いたします。	(1)　差込口の数と電気機器の数が異なる場合は，次によって算定された値にもとづき，契約負荷設備の総容量を算定いたします。
イ　電気機器の数が差込口の数を上回る場合 差込口の数に応じた電気機器の総容量（入力）といたします。この場合，最大の入力の電気機器から順次対象といたします。	イ　電気機器の数が差込口の数を上回る場合 差込口の数に応じた電気機器の総容量（入力）といたします。この場合，最大の入力の電気機器から順次対象といたします。
ロ　電気機器の数が差込口の数を下回る場合 電気機器の総容量（入力）に電気機器の数を上回る差込口の数に応じて次によって算定した値を加えたものといたします。	ロ　電気機器の数が差込口の数を下回る場合 電気機器の総容量（入力）に電気機器の数を上回る差込口の数に応じて次によって算定した値を加えたものといたします。
(イ)　住宅，アパート，寮，病院，学校，寺院およびこれに準ずるもの。 1差込口につき　50ボルトアンペア	(イ)　住宅，アパート，寮，病院，学校，寺院およびこれに準ずるもの。 1差込口につき　50ボルトアンペア
(ロ)　(イ)以外の場合 1差込口につき　100ボルトアンペア	(ロ)　(イ)以外の場合 1差込口につき　100ボルトアンペア
(2)　契約負荷設備の容量を確認できない場合は，同一業種の1回路当たりの平均負荷設備容量にもとづき，契約負荷設備の総容量（入力）を算定いたします。	(2)　契約負荷設備の容量を確認できない場合は，同一業種の1回路当たりの平均負荷設備容量にもとづき，契約負荷設備の総容量（入力）を算定いたします。
8　発電量調整受電計画電力量，接続対象計画電力量および需要抑制量調整受電計画電力量に関する取扱い	**8　発電量調整受電計画電力量，接続対象計画電力量および需要抑制量調整受電計画電力量に関する取扱い**
(1)　発電量調整受電計画電力量の取扱い 発電量調整受電計画電力量は，原則として，別表11（発電計画・調達計画・販売計画）に定める当日計画の通知の期限における発電計画といたします。 ただし，発電契約者が通知した販売計画または調達計画が不適当と認められる場合には，当該計画は次に定める値とみなします。	(1)　発電量調整受電計画電力量の取扱い 発電量調整受電計画電力量は，原則として，別表11（発電計画・調達計画・販売計画）に定める当日計画の通知の期限における発電計画といたします。 ただし，発電契約者が通知した販売計画または調達計画が不適当と認められる場合には，当該計画は次に定める値とみなします。
イ　発電契約者が通知した販売計画または調達計画のうち，卸電力取引所への販売分または卸電力取引所からの調達分が卸電力取引所における約定結果と一致しない場合 卸電力取引所における約定結果の値（卸電力取引市場における市場約定後において，電力広域的運営推進機関より約定結果の値の変更に係る通知を受けた場合は，通知を受けた変更後の値といたします。また，約定がない場合は零とみなします。）	イ　発電契約者が通知した販売計画または調達計画のうち，卸電力取引所への販売分または卸電力取引所からの調達分が卸電力取引所における約定結果と一致しない場合 卸電力取引所における約定結果の値（卸電力取引市場における市場約定後において，電力広域的運営推進機関より約定結果の値の変更に係る通知を受けた場合は，通知を受けた変更後の値といたします。また，約定がない場合は零とみなします。）
ロ　発電契約者が通知した販売計画または調達計画のうち，イ以外の分が取引相手の対応する計画と一致しない場合 発電契約者の販売計画または調達計画と取引相手の対応する計画とのうちいずれか小さい値（取引相手の対応する計画がない場合は零とみなします。）	ロ　発電契約者が通知した販売計画または調達計画のうち，イ以外の分が取引相手の対応する計画と一致しない場合 発電契約者の販売計画または調達計画と取引相手の対応する計画とのうちいずれか小さい値（取引相手の対応する計画がない場合は零とみなします。）
なお，当日計画の通知の期限において発電契約者が通知した発電計画と調達計画の合計値が販売計画と一致しない場合，販売計画から調達計画を差し引いた値を当日計画の通知の期限における発電計画とみなします（以下「みなし発電計画」といいます。）。 この場合の発電バランシンググループごとの発電計画は，30分ごとに次の算式によりえられた値とみなします。	なお，当日計画の通知の期限において発電契約者が通知した発電計画と調達計画の合計値が販売計画と一致しない場合，販売計画から調達計画を差し引いた値を当日計画の通知の期限における発電計画とみなします（以下「みなし発電計画」といいます。）。 この場合の発電バランシンググループごとの発電計画は，30分ごとに次の算式によりえられた値とみなします。

変更前（令和6年10月1日実施）	変更後（令和7年4月1日実施）
発電バランシンググループごとの発電計画 ＝ みなし発電計画の値 × 当日計画の通知の期限における発電バランシンググループごとの発電計画の値 / 当日計画の通知の期限における発電計画の値	発電バランシンググループごとの発電計画 ＝ みなし発電計画の値 × 当日計画の通知の期限における発電バランシンググループごとの発電計画の値 / 当日計画の通知の期限における発電計画の値
(2)　接続対象計画電力量の取扱い 接続対象計画電力量は，原則として，別表10（需要計画・調達計画・販売計画）に定める当日計画の通知の期限における需要想定値といたします。 ただし，契約者が通知した調達計画または販売計画が不適当と認められる場合には，当該計画は次に定める値とみなします。 イ　契約者が通知した調達計画または販売計画のうち，卸電力取引所への販売分または卸電力取引所からの調達分が卸電力取引所における約定結果と一致しない場合 卸電力取引所における約定結果の値（卸電力取引市場における市場約定後において，電力広域的運営推進機関より約定結果の値の変更に係る通知を受けた場合は，通知を受けた変更後の値といたします。また，約定がない場合は零とみなします。） ロ　契約者が通知した調達計画または販売計画のうち，イ以外の分が取引相手の対応する計画と一致しない場合 契約者の調達計画または販売計画と取引相手の対応する計画とのうちいずれか小さい値（取引相手の対応する計画がない場合は零とみなします。） なお，当日計画の通知の期限において契約者が通知した需要想定値と需要想定値に対する取引計画が一致しない場合，調達計画から販売計画を差し引いた値を当日計画の通知の期限における需要想定値とみなします。	(2)　接続対象計画電力量の取扱い 接続対象計画電力量は，原則として，別表10（需要計画・調達計画・販売計画）に定める当日計画の通知の期限における需要想定値といたします。 ただし，契約者が通知した調達計画または販売計画が不適当と認められる場合には，当該計画は次に定める値とみなします。 イ　契約者が通知した調達計画または販売計画のうち，卸電力取引所への販売分または卸電力取引所からの調達分が卸電力取引所における約定結果と一致しない場合 卸電力取引所における約定結果の値（卸電力取引市場における市場約定後において，電力広域的運営推進機関より約定結果の値の変更に係る通知を受けた場合は，通知を受けた変更後の値といたします。また，約定がない場合は零とみなします。） ロ　契約者が通知した調達計画または販売計画のうち，イ以外の分が取引相手の対応する計画と一致しない場合 契約者の調達計画または販売計画と取引相手の対応する計画とのうちいずれか小さい値（取引相手の対応する計画がない場合は零とみなします。） なお，当日計画の通知の期限において契約者が通知した需要想定値と需要想定値に対する取引計画が一致しない場合，調達計画から販売計画を差し引いた値を当日計画の通知の期限における需要想定値とみなします。
(3)　需要抑制量調整受電計画電力量の取扱い イ　需要抑制量調整受電計画電力量は，原則として，別表12（需要抑制計画・調達計画・販売計画・ベースライン）に定める当日計画の通知の期限における需要抑制計画といたします。 ただし，需要抑制契約者が通知した調達計画または販売計画が不適当と認められる場合には，当該計画は次に定める値とみなします。 (イ)　需要抑制契約者が通知した調達計画または販売計画のうち，卸電力取引所への販売分または卸電力取引所からの調達分が卸電力取引所における約定結果と一致しない場合 卸電力取引所における約定結果の値（卸電力取引市場における市場約定後において，電力広域的運営推進機関より約定結果の値の変更に係る通知を受けた場合は，通知を受けた変更後の値といたします。また，約定がない場合は零とみなします。） (ロ)　需要抑制契約者が通知した調達計画または販売計画のうち，(イ)以外の分が取引相手の対応する計画と一致しない場合 需要抑制契約者の調達計画または販売計画と取引相手の対応する計画とのうちいずれか小さい値（取引相手の対応する計画がない場合は零とみなします。） ロ　需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量または需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量の算定上，次の(イ)または(ロ)に該当する場合は，次に定める値を需要抑制計画とみなします（以下「みなし需要抑制計画」	(3)　需要抑制量調整受電計画電力量の取扱い イ　需要抑制量調整受電計画電力量は，原則として，別表12（需要抑制計画・調達計画・販売計画・ベースライン）に定める当日計画の通知の期限における需要抑制計画といたします。 ただし，需要抑制契約者が通知した調達計画または販売計画が不適当と認められる場合には，当該計画は次に定める値とみなします。 (イ)　需要抑制契約者が通知した調達計画または販売計画のうち，卸電力取引所への販売分または卸電力取引所からの調達分が卸電力取引所における約定結果と一致しない場合 卸電力取引所における約定結果の値（卸電力取引市場における市場約定後において，電力広域的運営推進機関より約定結果の値の変更に係る通知を受けた場合は，通知を受けた変更後の値といたします。また，約定がない場合は零とみなします。） (ロ)　需要抑制契約者が通知した調達計画または販売計画のうち，(イ)以外の分が取引相手の対応する計画と一致しない場合 需要抑制契約者の調達計画または販売計画と取引相手の対応する計画とのうちいずれか小さい値（取引相手の対応する計画がない場合は零とみなします。） ロ　需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量または需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量の算定上，次の(イ)または(ロ)に該当する場合は，次に定める値を需要抑制計画とみなします（以下「みなし需要抑制計画」

変更前（令和６年10月１日実施）	変更後（令和７年４月１日実施）
といいます。）。この場合，みなし需要抑制計画が負となるときの31（電力および電力量の算定）(14)イ(ロ)および(ハ)の需要抑制量調整受電計画電力量は，当日計画の通知の期限における需要抑制計画といたします。 なお，需要抑制契約者が複数の需要抑制バランシンググループを設定される場合の需要抑制バランシンググループごとのみなし需要抑制計画は，30分ごとに次の算式によりえられた値といたします。 需要抑制バランシンググループごとのみなし需要抑制計画 ＝ みなし需要抑制計画の値 × 当日計画の通知の期限における需要抑制バランシンググループごとの需要抑制計画の値 ／ 当日計画の通知の期限における需要抑制計画の合計値 (イ) 需要抑制契約者が通知した販売計画（イにより変更した場合は変更後の値といたします。）が調達計画（イにより変更した場合は変更後の値といたします。）を上回る場合 販売計画と調達計画の差を需要抑制計画の合計値に加えた値 (ロ) 需要抑制契約者が通知した販売計画（イにより変更した場合は変更後の値といたします。）が調達計画（イにより変更した場合は変更後の値といたします。）を下回る場合 販売計画と調達計画の差を需要抑制計画の合計値から差し引いた値	といいます。）。この場合，みなし需要抑制計画が負となるときの31（電力および電力量の算定）(14)イ(ロ)および(ハ)の需要抑制量調整受電計画電力量は，当日計画の通知の期限における需要抑制計画といたします。 なお，需要抑制契約者が複数の需要抑制バランシンググループを設定される場合の需要抑制バランシンググループごとのみなし需要抑制計画は，30分ごとに次の算式によりえられた値といたします。 需要抑制バランシンググループごとのみなし需要抑制計画 ＝ みなし需要抑制計画の値 × 当日計画の通知の期限における需要抑制バランシンググループごとの需要抑制計画の値 ／ 当日計画の通知の期限における需要抑制計画の合計値 (イ) 需要抑制契約者が通知した販売計画（イにより変更した場合は変更後の値といたします。）が調達計画（イにより変更した場合は変更後の値といたします。）を上回る場合 販売計画と調達計画の差を需要抑制計画の合計値に加えた値 (ロ) 需要抑制契約者が通知した販売計画（イにより変更した場合は変更後の値といたします。）が調達計画（イにより変更した場合は変更後の値といたします。）を下回る場合 販売計画と調達計画の差を需要抑制計画の合計値から差し引いた値
9 電力量の協定 電力量を協議によって定める場合の基準は，原則として次によります。 (1) 定額制供給の場合の接続供給電力量 イ 接続供給電力量の算定式 その１月の接続供給電力量は，接続送電サービスまたは臨時接続送電サービスに応じて次により算定いたします。ただし，33（料金の算定）(1)イ，ロ，ニ，ホまたはへの場合は，接続送電サービスまたは臨時接続送電サービスに応じて次により算定した値を当月の料金の算定期間の日数で除し，協定の対象となる期間（以下「協定期間」といいます。）の日数を乗じた値といたします。	**9 電力量の協定** 電力量を協議によって定める場合の基準は，原則として次によります。 (1) 定額制供給の場合の接続供給電力量 イ 接続供給電力量の算定式 その１月の接続供給電力量は，接続送電サービスまたは臨時接続送電サービスに応じて次により算定いたします。ただし，33（料金の算定）(1)イ，ロ，ニ，ホまたはへの場合は，接続送電サービスまたは臨時接続送電サービスに応じて次により算定した値を当月の料金の算定期間の日数で除し，協定の対象となる期間（以下「協定期間」といいます。）の日数を乗じた値といたします。

<table>
<tr><th>変更前（令和6年10月1日実施）</th><th>変更後（令和7年4月1日実施）</th></tr>
<tr><td>
<table>
<tr><td rowspan="7">電灯定額接続送電サービス</td><td rowspan="6">電灯である契約負荷設備</td><td>10ワットまでの1灯につき</td><td>10 ワット×ロに定める月別使用時間</td></tr>
<tr><td>10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき</td><td>20 ワット×ロに定める月別使用時間</td></tr>
<tr><td>20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき</td><td>40 ワット×ロに定める月別使用時間</td></tr>
<tr><td>40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき</td><td>60 ワット×ロに定める月別使用時間</td></tr>
<tr><td>60 ワットをこえ 100 ワットまでの1灯につき</td><td>100 ワット×ロに定める月別使用時間</td></tr>
<tr><td>100ワットをこえる1灯につき 50 ワットまでごとに</td><td>50 ワット×ロに定める月別使用時間</td></tr>
<tr><td colspan="2">小型機器である契約負荷設備1機器につき</td><td>20 キロワット時</td></tr>
<tr><td colspan="3">電灯臨時定額接続送電サービス</td><td>契約灯個数×40 キロワット時</td></tr>
<tr><td colspan="3">動力臨時定額接続送電サービス</td><td>契約電力×200時間</td></tr>
</table>
ロ　月別使用時間
月別使用時間は，計算月ごとに下表のとおりといたします。
<table>
<tr><th>計算月</th><th>1月</th><th>2月</th><th>3月</th><th>4月</th><th>5月</th><th>6月</th></tr>
<tr><td>月別使用時間</td><td>472</td><td>469</td><td>401</td><td>410</td><td>362</td><td>342</td></tr>
<tr><td>計算月</td><td>7月</td><td>8月</td><td>9月</td><td>10月</td><td>11月</td><td>12月</td></tr>
<tr><td>月別使用時間</td><td>312</td><td>326</td><td>348</td><td>368</td><td>416</td><td>435</td></tr>
</table>
ただし，閏年となる場合における3月の月別使用時間は，上表にかかわらず，415時間といたします。
(2)　従量制供給の場合の接続供給電力量
イ　過去の接続供給電力量による場合
次のいずれかによって算定いたします。ただし，協定期間または過去の電力量が計量された料金の算定期間に契約電力，契約電流または契約容量の変更があった場合は，料金の計算上区分すべき期間の日数に契約電力，契約電流または契約容量を乗じた値の比率を勘案して算定いたします。
(イ)　前月または前年同月の接続供給電力量による場合
$$\frac{\text{前月または前年同月の接続供給電力量}}{\text{前月または前年同月の料金の算定期間の日数}} \times \text{協定期間の日数}$$
(ロ)　前3月間の接続供給電力量による場合</td><td>
<table>
<tr><td rowspan="7">電灯定額接続送電サービス</td><td rowspan="6">電灯である契約負荷設備</td><td>10ワットまでの1灯につき</td><td>10 ワット×ロに定める月別使用時間</td></tr>
<tr><td>10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき</td><td>20 ワット×ロに定める月別使用時間</td></tr>
<tr><td>20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき</td><td>40 ワット×ロに定める月別使用時間</td></tr>
<tr><td>40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき</td><td>60 ワット×ロに定める月別使用時間</td></tr>
<tr><td>60 ワットをこえ 100 ワットまでの1灯につき</td><td>100 ワット×ロに定める月別使用時間</td></tr>
<tr><td>100ワットをこえる1灯につき 50 ワットまでごとに</td><td>50 ワット×ロに定める月別使用時間</td></tr>
<tr><td colspan="2">小型機器である契約負荷設備1機器につき</td><td>20 キロワット時</td></tr>
<tr><td colspan="3">電灯臨時定額接続送電サービス</td><td>契約灯個数×40 キロワット時</td></tr>
<tr><td colspan="3">動力臨時定額接続送電サービス</td><td>契約電力×200時間</td></tr>
</table>
ロ　月別使用時間
月別使用時間は，計算月ごとに下表のとおりといたします。
<table>
<tr><th>計算月</th><th>1月</th><th>2月</th><th>3月</th><th>4月</th><th>5月</th><th>6月</th></tr>
<tr><td>月別使用時間</td><td>472</td><td>469</td><td>401</td><td>410</td><td>362</td><td>342</td></tr>
<tr><td>計算月</td><td>7月</td><td>8月</td><td>9月</td><td>10月</td><td>11月</td><td>12月</td></tr>
<tr><td>月別使用時間</td><td>312</td><td>326</td><td>348</td><td>368</td><td>416</td><td>435</td></tr>
</table>
ただし，閏年となる場合における3月の月別使用時間は，上表にかかわらず，415時間といたします。
(2)　従量制供給の場合の接続供給電力量
イ　過去の接続供給電力量による場合
次のいずれかによって算定いたします。ただし，協定期間または過去の電力量が計量された料金の算定期間に契約電力，契約電流または契約容量の変更があった場合は，料金の計算上区分すべき期間の日数に契約電力，契約電流または契約容量を乗じた値の比率を勘案して算定いたします。
(イ)　前月または前年同月の接続供給電力量による場合
$$\frac{\text{前月または前年同月の接続供給電力量}}{\text{前月または前年同月の料金の算定期間の日数}} \times \text{協定期間の日数}$$
(ロ)　前3月間の接続供給電力量による場合</td></tr>
</table>

変更前（令和6年10月1日実施）	変更後（令和7年4月1日実施）
$\frac{\text{前3月間の接続供給電力量}}{\text{前3月間の料金の算定期間の日数}}$ ×協定期間の日数 ロ　使用された負荷設備の容量と使用時間による場合 使用された負荷設備の容量（入力）にそれぞれの使用時間を乗じてえた値を合計した値といたします。 ハ　取替後の計量器によって計量された期間の日数が10日以上である場合で，取替後の計量器によって計量された接続供給電力量によるとき。 $\frac{\text{取替後の計量器によって計量された接続供給電力量}}{\text{取替後の計量器によって計量された期間の日数}}$ ×協定期間の日数 ニ　参考のために取り付けた計量器の計量による場合 参考のために取り付けた計量器によって計量された接続供給電力量といたします。 なお，この場合の計量器の取付けは，63（計量器等の取付け）に準ずるものといたします。 ホ　公差をこえる誤差により修正する場合 $\frac{\text{計量電力量}}{\text{100パーセント}+(\pm\text{誤差率})}$ なお，公差をこえる誤差の発生時期が確認できない場合は，次の月以降の接続供給電力量を対象として協定いたします。 (イ)　契約者の申出により測定したときは，申出の日の属する月 (ロ)　当社が発見して測定したときは，発見の日の属する月 (3)　(1)または(2)によって接続供給電力量を定める場合，協定期間の30分ごとの接続供給電力量は，協定期間の接続供給電力量を協定期間における 30 分ごとの接続供給電力量として均等に配分してえられる値といたします。 ただし，(2)によって接続供給電力量を定める場合で，協定期間の接続供給電力量を計量器の時間帯区分ごとに定めるときは，協定期間における各時間帯区分ごとの接続供給電力量をそれぞれの時間帯区分の30分ごとの接続供給電力量として均等に配分してえられる値といたします。 (4)　発電量調整受電電力量の協定については，(2)および(3)に準ずるものといたします。 **10　需要計画・調達計画・販売計画** 需要計画・調達計画・販売計画の通知の期限および通知の内容は，次のとおりといたします。	$\frac{\text{前3月間の接続供給電力量}}{\text{前3月間の料金の算定期間の日数}}$ ×協定期間の日数 ロ　使用された負荷設備の容量と使用時間による場合 使用された負荷設備の容量（入力）にそれぞれの使用時間を乗じてえた値を合計した値といたします。 ハ　取替後の計量器によって計量された期間の日数が10日以上である場合で，取替後の計量器によって計量された接続供給電力量によるとき。 $\frac{\text{取替後の計量器によって計量された接続供給電力量}}{\text{取替後の計量器によって計量された期間の日数}}$ ×協定期間の日数 ニ　参考のために取り付けた計量器の計量による場合 参考のために取り付けた計量器によって計量された接続供給電力量といたします。 なお，この場合の計量器の取付けは，63（計量器等の取付け）に準ずるものといたします。 ホ　公差をこえる誤差により修正する場合 $\frac{\text{計量電力量}}{\text{100パーセント}+(\pm\text{誤差率})}$ なお，公差をこえる誤差の発生時期が確認できない場合は，次の月以降の接続供給電力量を対象として協定いたします。 (イ)　契約者の申出により測定したときは，申出の日の属する月 (ロ)　当社が発見して測定したときは，発見の日の属する月 (3)　(1)または(2)によって接続供給電力量を定める場合，協定期間の30分ごとの接続供給電力量は，協定期間の接続供給電力量を協定期間における 30 分ごとの接続供給電力量として均等に配分してえられる値といたします。 ただし，(2)によって接続供給電力量を定める場合で，協定期間の接続供給電力量を計量器の時間帯区分ごとに定めるときは，協定期間における各時間帯区分ごとの接続供給電力量をそれぞれの時間帯区分の30分ごとの接続供給電力量として均等に配分してえられる値といたします。 (4)　発電量調整受電電力量の協定については，(2)および(3)に準ずるものといたします。 **10　需要計画・調達計画・販売計画** 需要計画・調達計画・販売計画の通知の期限および通知の内容は，次のとおりといたします。

変更前（令和 6 年 10 月 1 日実施）

対象期間		年間計画 (第 1 年度，第 2 年度)	月間計画 (翌月，翌々月)	週間計画 (翌週，翌々週)	翌々日計画	翌日計画	当日計画
通知の期限		毎年 10 月 31 日	毎月 1 日	毎週水曜日 午前 10 時	毎日 午前 10 時	毎日 午前 12 時	30 分ごとの実需給の開始時刻の 1 時間前
通知の内容	需要想定値	各月の平日および休日の接続対象電力の最大値および最小値	各週の平日および休日の接続対象電力の最大値および最小値	電力広域的運営推進機関が指定する時刻の日ごとの接続対象電力	週間計画と同一の時刻の接続対象電力	30 分ごとの接続対象電力量	
	需要想定値に対する調達計画・販売計画	各月の平日および休日の接続対象電力の最大値および最小値に対する発電契約者，契約者または需要抑制契約者ごとの調達分および販売分の計画値	各週の平日および休日の接続対象電力の最大値および最小値に対する発電契約者，契約者または需要抑制契約者ごとの調達分および販売分の計画値	電力広域的運営推進機関が指定する時刻の日ごとの接続対象電力に対する発電契約者，契約者または需要抑制契約者ごとの調達分および販売分の計画値	週間計画と同一の時刻の接続対象電力に対する発電契約者，契約者または需要抑制契約者ごとの調達分および販売分の計画値	30 分ごとの接続対象電力量に対する発電契約者，契約者または需要抑制契約者ごとの調達分および販売分の計画値	
		供給力未調達分の計画値 （自己等への電気の供給を行なう場合を除きます。）				—	

（注 1）需要計画・調達計画・販売計画は，当社所定の様式により提出していただきます。

（注 2）年度とは，4 月 1 日から翌年の 3 月 31 日までの期間といたします。

（注 3）当社が供給区域の詳細な需給状況を把握する必要がある場合は，より詳細な断面を提出していただく場合があります。

（注 4）翌々日計画以前において，連系線の利用に係る調達計画および販売計画がある場合には，当該利用に係る調達分ごとの計画値および当該利用に係る販売分ごとの計画値を提出していただきます。

変更後（令和 7 年 4 月 1 日実施）

対象期間		年間計画 (第 1 年度，第 2 年度)	月間計画 (翌月，翌々月)	週間計画 (翌週，翌々週)	翌々日計画	翌日計画	当日計画
通知の期限		毎年 10 月 31 日	毎月 1 日	毎週水曜日 午前 10 時	毎日 午前 10 時	毎日 午前 12 時	30 分ごとの実需給の開始時刻の 1 時間前
通知の内容	需要想定値	各月の平日および休日の接続対象電力の最大値および最小値	各週の平日および休日の接続対象電力の最大値および最小値	電力広域的運営推進機関が指定する時刻の日ごとの接続対象電力	30 分ごとの接続対象電力量		
	需要想定値に対する調達計画・販売計画	各月の平日および休日の接続対象電力の最大値および最小値に対する発電契約者，契約者または需要抑制契約者ごとの調達分および販売分の計画値	各週の平日および休日の接続対象電力の最大値および最小値に対する発電契約者，契約者または需要抑制契約者ごとの調達分および販売分の計画値	電力広域的運営推進機関が指定する時刻の日ごとの接続対象電力に対する発電契約者，契約者または需要抑制契約者ごとの調達分および販売分の計画値	30 分ごとの接続対象電力量に対する発電契約者，契約者または需要抑制契約者ごとの調達分および販売分の計画値		
		供給力未調達分の計画値 （自己等への電気の供給を行なう場合を除きます。）			—		

（注 1）需要計画・調達計画・販売計画は，当社所定の様式により提出していただきます。

（注 2）年度とは，4 月 1 日から翌年の 3 月 31 日までの期間といたします。

（注 3）当社が供給区域の詳細な需給状況を把握する必要がある場合は，より詳細な断面を提出していただく場合があります。

（注 4）週間計画以前において，連系線の利用に係る調達計画および販売計画がある場合には，当該利用に係る調達分ごとの計画値および当該利用に係る販売分ごとの計画値を提出していただきます。

変更前（令和6年10月1日実施）

11　発電計画・調達計画・販売計画

発電計画・調達計画・販売計画の通知の期限および通知の内容は，次のとおりといたします。

<table>
<tr><th colspan="2">対象期間</th><th>年間計画
（第1年度，
第2年度）</th><th>月間計画
（翌月，翌々月）</th><th>週間計画
（翌週，翌々週）</th><th>翌々日計画</th><th>翌日計画</th><th>当日計画</th></tr>
<tr><td colspan="2">通知の期限</td><td>毎年
10月31日</td><td>毎月1日</td><td>毎週水曜日
午前10時</td><td>毎日
午前10時</td><td>毎日
午前12時</td><td>30分ごとの
実需給の
開始時刻の
1時間前</td></tr>
<tr><td rowspan="3">通知の内容</td><td>発電計画</td><td>各月の平日および休日の発電量調整受電電力の最大値および最小値</td><td>各週の平日および休日の発電量調整受電電力の最大値および最小値</td><td>電力広域的運営推進機関が指定する時刻の日ごとの発電量調整受電電力</td><td>週間計画と同一の時刻の発電量調整受電電力</td><td colspan="2">30分ごとの発電量調整受電電力量</td></tr>
<tr><td>調達計画・
販売計画</td><td>各月の平日および休日の発電量調整受電電力の最大値および最小値に対する契約者，発電契約者または需要抑制契約者ごとの調達分および販売分の計画値</td><td>各週の平日および休日の発電量調整受電電力の最大値および最小値に対する契約者，発電契約者または需要抑制契約者ごとの調達分および販売分の計画値</td><td>電力広域的運営推進機関が指定する時刻の日ごとの発電量調整受電電力に対する契約者，発電契約者または需要抑制契約者ごとの調達分および販売分の計画値</td><td>週間計画と同一の時刻の発電量調整受電電力に対する契約者，発電契約者または需要抑制契約者ごとの調達分および販売分の計画値</td><td colspan="2">30分ごとの発電量調整受電電力量に対する契約者，発電契約者または需要抑制契約者ごとの調達分および販売分の計画値</td></tr>
<tr><td>発電設備等の停止計画</td><td colspan="2">作業の開始日時，作業の終了日時，停止内容，その他必要な項目</td><td>—</td><td>—</td><td colspan="2">—</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">—</td><td rowspan="2">—</td><td colspan="3">計画外作業</td></tr>
<tr><td colspan="3">計画作業の変更分</td></tr>
</table>

（注1）発電計画・調達計画・販売計画は，当社所定の様式により提出していただきます。

（注2）年度とは，4月1日から翌年の3月31日までの期間といたします。

（注3）当社が系統運用上必要な場合および料金の算定上必要な場合は，発電場所別の発電計画もあわせて提出していただきます。

（注4）計画外作業および計画作業の変更分については，発生のつど，すみやかに提出していただきます。

（注5）当社が供給区域の詳細な需給状況を把握する必要がある場合は，より詳細な断面を提出していただく場合があります。

（注6）翌々日計画以前において，連系線の利用に係る調達計画および販売計画がある場合には，当該利用に

変更後（令和7年4月1日実施）

11　発電計画・調達計画・販売計画

発電計画・調達計画・販売計画の通知の期限および通知の内容は，次のとおりといたします。

<table>
<tr><th colspan="2">対象期間</th><th>年間計画
（第1年度，
第2年度）</th><th>月間計画
（翌月，翌々月）</th><th>週間計画
（翌週，翌々週）</th><th>翌々日計画</th><th>翌日計画</th><th>当日計画</th></tr>
<tr><td colspan="2">通知の期限</td><td>毎年
10月31日</td><td>毎月1日</td><td>毎週水曜日
午前10時</td><td>毎日
午前10時</td><td>毎日
午前12時</td><td>30分ごとの
実需給の
開始時刻の
1時間前</td></tr>
<tr><td rowspan="3">通知の内容</td><td>発電計画</td><td>各月の平日および休日の発電量調整受電電力の最大値および最小値</td><td>各週の平日および休日の発電量調整受電電力の最大値および最小値</td><td>電力広域的運営推進機関が指定する時刻の日ごとの発電量調整受電電力</td><td colspan="3">30分ごとの発電量調整受電電力量</td></tr>
<tr><td>調達計画・
販売計画</td><td>各月の平日および休日の発電量調整受電電力の最大値および最小値に対する契約者，発電契約者または需要抑制契約者ごとの調達分および販売分の計画値</td><td>各週の平日および休日の発電量調整受電電力の最大値および最小値に対する契約者，発電契約者または需要抑制契約者ごとの調達分および販売分の計画値</td><td>電力広域的運営推進機関が指定する時刻の日ごとの発電量調整受電電力に対する契約者，発電契約者または需要抑制契約者ごとの調達分および販売分の計画値</td><td colspan="3">30分ごとの発電量調整受電電力量に対する契約者，発電契約者または需要抑制契約者ごとの調達分および販売分の計画値</td></tr>
<tr><td>発電設備等の停止計画</td><td colspan="2">作業の開始日時，作業の終了日時，停止内容，その他必要な項目</td><td>—</td><td colspan="3">—</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">—</td><td rowspan="2">—</td><td colspan="3">計画外作業</td></tr>
<tr><td colspan="3">計画作業の変更分</td></tr>
</table>

（注1）発電計画・調達計画・販売計画は，当社所定の様式により提出していただきます。

（注2）年度とは，4月1日から翌年の3月31日までの期間といたします。

（注3）当社が系統運用上必要な場合および料金の算定上必要な場合は，発電場所別の発電計画もあわせて提出していただきます。

（注4）計画外作業および計画作業の変更分については，発生のつど，すみやかに提出していただきます。

（注5）当社が供給区域の詳細な需給状況を把握する必要がある場合は，より詳細な断面を提出していただく場合があります。

（注6）週間計画以前において，連系線の利用に係る調達計画および販売計画がある場合には，当該利用に係

変更前（令和6年10月1日実施）

係る調達分ごとの計画値および当該利用に係る販売分ごとの計画値を提出していただきます。

12　需要抑制計画・調達計画・販売計画・ベースライン

需要抑制計画・調達計画・販売計画・ベースラインの通知の期限および通知の内容は，次のとおりといたします。

対象期間		年間計画 (第1年度，第2年度)	月間計画 (翌月，翌々月)	週間計画 (翌週，翌々週)	翌々日計画	翌日計画	当日計画
通知の期限		毎年 10月31日	毎月1日	毎週水曜日 午前10時	毎日 午前10時	毎日 午前12時	30分ごとの実需給の開始時刻の1時間前
通知の内容	需要抑制計画	各月の平日および休日の需要抑制量調整受電電力の最大値および最小値	各週の平日および休日の需要抑制量調整受電電力の最大値および最小値	電力広域的運営推進機関が指定する時刻の日ごとの需要抑制量調整受電電力	週間計画と同一の時刻の需要抑制量調整受電電力	30分ごとの需要抑制量調整受電電力量	
	調達計画・販売計画	各月の平日および休日の需要抑制量調整受電電力の最大値および最小値に対する契約者，発電契約者または需要抑制契約者ごとの調達分および販売分の計画値	各週の平日および休日の需要抑制量調整受電電力の最大値および最小値に対する契約者，発電契約者または需要抑制契約者ごとの調達分および販売分の計画値	電力広域的運営推進機関が指定する時刻の日ごとの需要抑制量調整受電電力に対する契約者，発電契約者または需要抑制契約者ごとの調達分および販売分の計画値	週間計画と同一の時刻の需要抑制量調整受電電力に対する契約者，発電契約者または需要抑制契約者ごとの調達分および販売分の計画値	30分ごとの需要抑制量調整受電電力量に対する契約者，発電契約者または需要抑制契約者ごとの調達分および販売分の計画値	
	ベースライン	—	—	—	—	—	30分ごとの値

（注1）需要抑制計画・調達計画・販売計画・ベースラインは，当社所定の様式により提出していただきます。
（注2）年度とは，4月1日から翌年の3月31日までの期間といたします。
（注3）当社が供給区域の詳細な需給状況を把握する必要がある場合は，より詳細な断面を提出していただく

変更後（令和7年4月1日実施）

る調達分ごとの計画値および当該利用に係る販売分ごとの計画値を提出していただきます。

12　需要抑制計画・調達計画・販売計画・ベースライン

需要抑制計画・調達計画・販売計画・ベースラインの通知の期限および通知の内容は，次のとおりといたします。

対象期間		年間計画 (第1年度，第2年度)	月間計画 (翌月，翌々月)	週間計画 (翌週，翌々週)	翌々日計画	翌日計画	当日計画
通知の期限		毎年 10月31日	毎月1日	毎週水曜日 午前10時	毎日 午前10時	毎日 午前12時	30分ごとの実需給の開始時刻の1時間前
通知の内容	需要抑制計画	各月の平日および休日の需要抑制量調整受電電力の最大値および最小値	各週の平日および休日の需要抑制量調整受電電力の最大値および最小値	電力広域的運営推進機関が指定する時刻の日ごとの需要抑制量調整受電電力	30分ごとの需要抑制量調整受電電力量		
	調達計画・販売計画	各月の平日および休日の需要抑制量調整受電電力の最大値および最小値に対する契約者，発電契約者または需要抑制契約者ごとの調達分および販売分の計画値	各週の平日および休日の需要抑制量調整受電電力の最大値および最小値に対する契約者，発電契約者または需要抑制契約者ごとの調達分および販売分の計画値	電力広域的運営推進機関が指定する時刻の日ごとの需要抑制量調整受電電力に対する契約者，発電契約者または需要抑制契約者ごとの調達分および販売分の計画値	30分ごとの需要抑制量調整受電電力量に対する契約者，発電契約者または需要抑制契約者ごとの調達分および販売分の計画値		
	ベースライン	—	—	—	—	—	30分ごとの値

（注1）需要抑制計画・調達計画・販売計画・ベースラインは，当社所定の様式により提出していただきます。
（注2）年度とは，4月1日から翌年の3月31日までの期間といたします。
（注3）当社が供給区域の詳細な需給状況を把握する必要がある場合は，より詳細な断面を提出していただく

<table>
<tr>
<th>変更前（令和６年10月１日実施）</th>
<th>変更後（令和７年４月１日実施）</th>
</tr>
<tr>
<td>
場合があります。
（注 4）翌々日計画以前において，連系線の利用に係る調達計画および販売計画がある場合には，当該利用に係る調達分ごとの計画値および当該利用に係る販売分ごとの計画値を提出していただきます。

13　進相用コンデンサ取付容量基準
進相用コンデンサの容量は，次のとおりといたします。
(1)　照明用電気機器
イ　け い 光 灯
進相用コンデンサをけい光灯に内蔵する場合の進相用コンデンサ取付容量は，次によります。
<table>
<tr><th>使用電圧
（ボルト）</th><th>管灯の定格消費電力
（ワット）</th><th>コンデンサ取付容量
（マイクロファラッド）</th></tr>
<tr><td rowspan="8">100</td><td>10</td><td>4.5</td></tr>
<tr><td>15</td><td>5.5</td></tr>
<tr><td>20</td><td>9</td></tr>
<tr><td>30</td><td>11</td></tr>
<tr><td>40</td><td>17</td></tr>
<tr><td>60</td><td>21</td></tr>
<tr><td>80</td><td>30</td></tr>
<tr><td>100</td><td>36</td></tr>
<tr><td rowspan="4">200</td><td>40</td><td>4.5</td></tr>
<tr><td>60</td><td>5.5</td></tr>
<tr><td>80</td><td>7</td></tr>
<tr><td>100</td><td>9</td></tr>
</table>
ロ　ネオン管灯（1次電圧100ボルトの場合といたします。）
<table>
<tr><th>変圧器２次電圧
（ボルト）</th><th>変圧器容量
（ボルトアンペア）</th><th>コンデンサ取付容量
（マイクロファラッド）</th></tr>
<tr><td>3,000</td><td>80</td><td>30</td></tr>
<tr><td>6,000</td><td>100</td><td>50</td></tr>
<tr><td>9,000</td><td>200</td><td>75</td></tr>
<tr><td>12,000</td><td>300</td><td>100</td></tr>
<tr><td>15,000</td><td>350</td><td>150</td></tr>
</table>
ハ　水 銀 灯
</td>
<td>
場合があります。
（注 4）週間計画以前において，連系線の利用に係る調達計画および販売計画がある場合には，当該利用に係る調達分ごとの計画値および当該利用に係る販売分ごとの計画値を提出していただきます。

13　進相用コンデンサ取付容量基準
進相用コンデンサの容量は，次のとおりといたします。
(1)　照明用電気機器
イ　け い 光 灯
進相用コンデンサをけい光灯に内蔵する場合の進相用コンデンサ取付容量は，次によります。
<table>
<tr><th>使用電圧
（ボルト）</th><th>管灯の定格消費電力
（ワット）</th><th>コンデンサ取付容量
（マイクロファラッド）</th></tr>
<tr><td rowspan="8">100</td><td>10</td><td>4.5</td></tr>
<tr><td>15</td><td>5.5</td></tr>
<tr><td>20</td><td>9</td></tr>
<tr><td>30</td><td>11</td></tr>
<tr><td>40</td><td>17</td></tr>
<tr><td>60</td><td>21</td></tr>
<tr><td>80</td><td>30</td></tr>
<tr><td>100</td><td>36</td></tr>
<tr><td rowspan="4">200</td><td>40</td><td>4.5</td></tr>
<tr><td>60</td><td>5.5</td></tr>
<tr><td>80</td><td>7</td></tr>
<tr><td>100</td><td>9</td></tr>
</table>
ロ　ネオン管灯（1次電圧100ボルトの場合といたします。）
<table>
<tr><th>変圧器２次電圧
（ボルト）</th><th>変圧器容量
（ボルトアンペア）</th><th>コンデンサ取付容量
（マイクロファラッド）</th></tr>
<tr><td>3,000</td><td>80</td><td>30</td></tr>
<tr><td>6,000</td><td>100</td><td>50</td></tr>
<tr><td>9,000</td><td>200</td><td>75</td></tr>
<tr><td>12,000</td><td>300</td><td>100</td></tr>
<tr><td>15,000</td><td>350</td><td>150</td></tr>
</table>
ハ　水 銀 灯
</td>
</tr>
</table>

変更前（令和６年10月１日実施）

出　　力 （ワット）	コンデンサ取付容量（マイクロファラッド）	
	100 ボルト	200 ボルト
50 以下	30	7
100 以下	50	9
250 以下	75	15
300 以下	100	20
400 以下	150	30
700 以下	250	50
1,000 以下	300	75

(2)　誘導電動機

イ　個々にコンデンサを取り付ける場合

(イ)　単相誘導電動機

電動機定格出力	馬　　力	1／8	1／4	1／2	1
	キロワット	0.1	0.2	0.4	0.75
コンデンサ 取付容量 （マイクロファラッド）	使用電圧 100 ボルト	50	75	75	100
	使用電圧 200 ボルト	20	20	30	40

(ロ)　３相誘導電動機（使用電圧 200 ボルトの場合といたします。）

a　トップランナーモータの基準を満たす電動機

電動機 定格出力	馬　力	1/4	1/2	1	2	3	5	7.5	10	15	20	25	30	40	50
	キロワット	0.2	0.4	0.75	1.5	2.2	3.7	5.5	7.5	11	15	18.5	22	30	37
コンデンサ 取付容量 （マイクロファラッド）	２極	－	－	30	40	50	75	100	150	200	250	300	300	500	600
	４極	－	－	40	75	100	150	200	250	300	400	500	800	900	1,200
	６極	－	－	50	100	100	150	300	300	500	500	700	800	1,200	1,300

変更後（令和７年４月１日実施）

出　　力 （ワット）	コンデンサ取付容量（マイクロファラッド）	
	100 ボルト	200 ボルト
50 以下	30	7
100 以下	50	9
250 以下	75	15
300 以下	100	20
400 以下	150	30
700 以下	250	50
1,000 以下	300	75

(2)　誘導電動機

イ　個々にコンデンサを取り付ける場合

(イ)　単相誘導電動機

電動機定格出力	馬　　力	1／8	1／4	1／2	1
	キロワット	0.1	0.2	0.4	0.75
コンデンサ 取付容量 （マイクロファラッド）	使用電圧 100 ボルト	50	75	75	100
	使用電圧 200 ボルト	20	20	30	40

(ロ)　３相誘導電動機（使用電圧 200 ボルトの場合といたします。）

a　トップランナーモータの基準を満たす電動機

電動機 定格出力	馬　力	1/4	1/2	1	2	3	5	7.5	10	15	20	25	30	40	50
	キロワット	0.2	0.4	0.75	1.5	2.2	3.7	5.5	7.5	11	15	18.5	22	30	37
コンデンサ 取付容量 （マイクロファラッド）	２極	－	－	30	40	50	75	100	150	200	250	300	300	500	600
	４極	－	－	40	75	100	150	200	250	300	400	500	800	900	1,200
	６極	－	－	50	100	100	150	300	300	500	500	700	800	1,200	1,300

<table>
<tr><th>変更前（令和６年10月１日実施）</th><th>変更後（令和７年４月１日実施）</th></tr>
<tr><td>

b　その他の電動機

電動機	馬　力	1/4	1/2	1	2	3	5	7.5	10	15	20	25	30	40	50
定格出力	キロワット	0.2	0.4	0.75	1.5	2.2	3.7	5.5	7.5	11	15	18.5	22	30	37
コンデンサ取付容量（マイクロファラッド）		15	20	30	40	50	75	100	150	200	250	300	400	500	600

ロ　一括してコンデンサを取り付ける場合

やむをえない事情によって２以上の電動機に対して一括してコンデンサを取り付ける場合のコンデンサの容量は，各電動機の定格出力に対応するイに定めるコンデンサの容量の合計といたします。

(3)　電気溶接機（使用電圧200ボルトの場合といたします。）

イ　交流アーク溶接機

溶接機最大入力（キロボルトアンペア）	3以上	5以上	7.5以上	10以上	15以上	20以上	25以上	30以上	35以上	40以上	45以上50未満
コンデンサ取付容量（マイクロファラッド）	100	150	200	250	300	400	500	600	700	800	900

ロ　交流抵抗溶接機

イの容量の50パーセントといたします。

(4)　そ　の　他

(1)，(2)および(3)によることが不適当と認められる電気機器については，機器の特性に応じて契約者と当社との協議によって定めます。

14　標準設計基準

(1)　適　　用

イ　この標準設計基準は，Ⅷ（工事費の負担）に規定する工事費の算定に適用いたします。

なお，この標準設計基準に定めのない場合は，電気設備に関する技術基準，その他の法令等にもとづき，技術上，経済上適当と認められる設計によります。この場合，その設計を標準設計といたします。

ロ　この標準設計基準によりがたい場合で特別な施設を要するときは，イにかかわらず技術的に適当と認められる設計によるものとし，その設計を標準設計といたします。

(2)　高圧または低圧電線路

イ　一般基準

(イ)　電圧降下の限度

</td><td>

b　その他の電動機

電動機	馬　力	1/4	1/2	1	2	3	5	7.5	10	15	20	25	30	40	50
定格出力	キロワット	0.2	0.4	0.75	1.5	2.2	3.7	5.5	7.5	11	15	18.5	22	30	37
コンデンサ取付容量（マイクロファラッド）		15	20	30	40	50	75	100	150	200	250	300	400	500	600

ロ　一括してコンデンサを取り付ける場合

やむをえない事情によって２以上の電動機に対して一括してコンデンサを取り付ける場合のコンデンサの容量は，各電動機の定格出力に対応するイに定めるコンデンサの容量の合計といたします。

(3)　電気溶接機（使用電圧200ボルトの場合といたします。）

イ　交流アーク溶接機

溶接機最大入力（キロボルトアンペア）	3以上	5以上	7.5以上	10以上	15以上	20以上	25以上	30以上	35以上	40以上	45以上50未満
コンデンサ取付容量（マイクロファラッド）	100	150	200	250	300	400	500	600	700	800	900

ロ　交流抵抗溶接機

イの容量の50パーセントといたします。

(4)　そ　の　他

(1)，(2)および(3)によることが不適当と認められる電気機器については，機器の特性に応じて契約者と当社との協議によって定めます。

14　標準設計基準

(1)　適　　用

イ　この標準設計基準は，Ⅷ（工事費の負担）に規定する工事費の算定に適用いたします。

なお，この標準設計基準に定めのない場合は，電気設備に関する技術基準，その他の法令等にもとづき，技術上，経済上適当と認められる設計によります。この場合，その設計を標準設計といたします。

ロ　この標準設計基準によりがたい場合で特別な施設を要するときは，イにかかわらず技術的に適当と認められる設計によるものとし，その設計を標準設計といたします。

(2)　高圧または低圧電線路

イ　一般基準

(イ)　電圧降下の限度

</td></tr>
</table>

変更前（令和６年10月１日実施）	変更後（令和７年４月１日実施）

高圧または低圧電線路における電圧降下の限度は，次の値を標準といたします。この場合の電線路とは，受電地点または供給地点から当社の発変電所の引出口に設置する断路器または供給用変圧器の負荷側接続点に至るまでの電線路といたします。

公称電圧 / 区域	高圧（ボルト）	低圧（ボルト）	
	6,600	100	200
市街地	300	6	20
その他	600		

ただし，既設電線路を利用する場合または他の需要と同時に供給設備を施設する場合は，他の需要の電圧降下および法令で定められた電圧維持基準等を考慮して施設いたします。

(ロ) 経過地

高圧または低圧電線路の経過地は，地形その他を考慮して保守および保安に支障のない範囲において，電線路が最も経済的に施設できるよう選定いたします。

(ハ) 電線路の種類

高圧または低圧電線路の種類は，次の場合を除き，架空電線路を標準といたします。

a　架空電線路の施設が法令上認められない場合

b　技術上，経済上または地域的な事情により架空電線路とすることが不適当と認められる場合

c　既設電線路との関連において架空電線路とすることが不適当と認められる場合

ロ　架空電線路

(イ) 電線路の施設

a　高圧または低圧架空電線路は，単独の電線路の新設，他の架空電線路との併架，電線張替または負荷分割等のうち，電線路の保守および保安に支障のない範囲で，最も経済的な方法により施設いたします。

b　高圧または低圧架空電線路を単独に施設する場合は，原則として１回線といたします。

(ロ) 支持物の種類

高圧または低圧架空電線路の支持物は，鉄筋コンクリート柱を標準といたします。ただし，山間部で運搬が困難な場合等，地形上，技術上，経済上または地域的な事情により鉄筋コンクリート柱を使用することが不適当と認められるときには，木柱等他の支持物を使用いたします。

(ハ) 径　　間

高圧または低圧架空電線路の径間は，次の値を標準といたします。ただし，周囲の状況や風圧荷重等の条件により，この径間以外の場合もあります。

施設地域	径　間（メートル）
市街地	20　～　40
その他	30　～　60

(ニ) 支持物の長さ

高圧または低圧架空電線路の支持物の長さは，法令で定められた電線の地表上等からの高さを確保する

高圧または低圧電線路における電圧降下の限度は，次の値を標準といたします。この場合の電線路とは，受電地点または供給地点から当社の発変電所の引出口に設置する断路器または供給用変圧器の負荷側接続点に至るまでの電線路といたします。

公称電圧 / 区域	高圧（ボルト）	低圧（ボルト）	
	6,600	100	200
市街地	300	6	20
その他	600		

ただし，既設電線路を利用する場合または他の需要と同時に供給設備を施設する場合は，他の需要の電圧降下および法令で定められた電圧維持基準等を考慮して施設いたします。

(ロ) 経過地

高圧または低圧電線路の経過地は，地形その他を考慮して保守および保安に支障のない範囲において，電線路が最も経済的に施設できるよう選定いたします。

(ハ) 電線路の種類

高圧または低圧電線路の種類は，次の場合を除き，架空電線路を標準といたします。

a　架空電線路の施設が法令上認められない場合

b　技術上，経済上または地域的な事情により架空電線路とすることが不適当と認められる場合

c　既設電線路との関連において架空電線路とすることが不適当と認められる場合

ロ　架空電線路

(イ) 電線路の施設

a　高圧または低圧架空電線路は，単独の電線路の新設，他の架空電線路との併架，電線張替または負荷分割等のうち，電線路の保守および保安に支障のない範囲で，最も経済的な方法により施設いたします。

b　高圧または低圧架空電線路を単独に施設する場合は，原則として１回線といたします。

(ロ) 支持物の種類

高圧または低圧架空電線路の支持物は，鉄筋コンクリート柱を標準といたします。ただし，山間部で運搬が困難な場合等，地形上，技術上，経済上または地域的な事情により鉄筋コンクリート柱を使用することが不適当と認められるときには，木柱等他の支持物を使用いたします。

(ハ) 径　　間

高圧または低圧架空電線路の径間は，次の値を標準といたします。ただし，周囲の状況や風圧荷重等の条件により，この径間以外の場合もあります。

施設地域	径　間（メートル）
市街地	20　～　40
その他	30　～　60

(ニ) 支持物の長さ

高圧または低圧架空電線路の支持物の長さは，法令で定められた電線の地表上等からの高さを確保する

<table>
<tr>
<th>変更前（令和６年10月１日実施）</th>
<th>変更後（令和７年４月１日実施）</th>
</tr>
<tr>
<td>
ため，施設する電線の条数や施設方法および他の工作物との離隔等を考慮し，次の値を標準といたします。ただし，根入れ，他の工作物との離隔，装柱，積雪等の関係からこの長さ以外のものを使用する場合があります。
<table>
<tr><th>装　柱
施設地域</th><th>低　圧
（メートル）</th><th>高　圧
（メートル）</th><th>高低圧併架
（メートル）</th></tr>
<tr><td>市　街　地</td><td>10　12</td><td>13　15</td><td>13　15</td></tr>
<tr><td>そ　の　他</td><td>10　12</td><td>13　15</td><td>13　15</td></tr>
</table>
(ホ)　が い し
高圧または低圧架空電線路を支持するためのがいしは，使用電圧に耐える絶縁性能を有し，かつ，電線の張力や風圧荷重等による機械的応力にも耐える構造のものとし，次のものを標準といたします。
<table>
<tr><th colspan="2">使用箇所
電　圧</th><th>引通箇所</th><th>引留箇所</th></tr>
<tr><td rowspan="2">低圧</td><td>本　線</td><td colspan="2">がいしレスラック</td></tr>
<tr><td>引込線</td><td colspan="2">ＤＶグリップ</td></tr>
<tr><td colspan="2">高　　圧</td><td>高圧ピンがいし</td><td>高圧耐張がいし
ポリマーがいし</td></tr>
</table>
(ヘ)　装　　柱
a　高圧または低圧架空電線路の装柱は，複雑にならないように考慮し，高圧線については水平または縦配線，低圧線については縦配線といたします。ただし，他の工作物，樹木等との離隔距離を確保するため，特殊な装柱とする場合があります。
b　支持物の強度を補う場合は，支線，支柱等を施設いたします。
c　柱上に変圧器を施設する場合は，変台装柱または懸垂装柱といたします。
(ト)　開閉器の種類および容量
a　高圧架空電線路を操作し，または保守するために必要な箇所には，手動開閉器，または自動開閉器および制御用電源を施設いたします。
b　開閉器の容量は，負荷電流および短絡電流を考慮して次の値を標準といたします。
<table>
<tr><th>開閉器の容量（アンペア）</th></tr>
<tr><td>300　　600</td></tr>
</table>
(チ)　電線の種類および太さ
a　高圧または低圧架空電線路に使用する電線は，銅線またはアルミ線とし，特別な理由がある場合を除き，次によります。
(a)　高圧架空電線には，高圧絶縁電線を使用いたします。
(b)　低圧架空電線には，屋外用ビニル絶縁電線を使用いたします。ただし，低圧引込線には，引込用ビニル絶縁電線，600 ボルトビニル絶縁電線または 600 ボルトビニル絶縁ビニルシースケーブルを使用
</td>
<td>
ため，施設する電線の条数や施設方法および他の工作物との離隔等を考慮し，次の値を標準といたします。ただし，根入れ，他の工作物との離隔，装柱，積雪等の関係からこの長さ以外のものを使用する場合があります。
<table>
<tr><th>装　柱
施設地域</th><th>低　圧
（メートル）</th><th>高　圧
（メートル）</th><th>高低圧併架
（メートル）</th></tr>
<tr><td>市　街　地</td><td>10　12</td><td>13　15</td><td>13　15</td></tr>
<tr><td>そ　の　他</td><td>10　12</td><td>13　15</td><td>13　15</td></tr>
</table>
(ホ)　が い し
高圧または低圧架空電線路を支持するためのがいしは，使用電圧に耐える絶縁性能を有し，かつ，電線の張力や風圧荷重等による機械的応力にも耐える構造のものとし，次のものを標準といたします。
<table>
<tr><th colspan="2">使用箇所
電　圧</th><th>引通箇所</th><th>引留箇所</th></tr>
<tr><td rowspan="2">低圧</td><td>本　線</td><td colspan="2">がいしレスラック</td></tr>
<tr><td>引込線</td><td colspan="2">ＤＶグリップ</td></tr>
<tr><td colspan="2">高　　圧</td><td>高圧ピンがいし</td><td>高圧耐張がいし
ポリマーがいし</td></tr>
</table>
(ヘ)　装　　柱
a　高圧または低圧架空電線路の装柱は，複雑にならないように考慮し，高圧線については水平または縦配線，低圧線については縦配線といたします。ただし，他の工作物，樹木等との離隔距離を確保するため，特殊な装柱とする場合があります。
b　支持物の強度を補う場合は，支線，支柱等を施設いたします。
c　柱上に変圧器を施設する場合は，変台装柱または懸垂装柱といたします。
(ト)　開閉器の種類および容量
a　高圧架空電線路を操作し，または保守するために必要な箇所には，手動開閉器，または自動開閉器および制御用電源を施設いたします。
b　開閉器の容量は，負荷電流および短絡電流を考慮して次の値を標準といたします。
<table>
<tr><th>開閉器の容量（アンペア）</th></tr>
<tr><td>300　　600</td></tr>
</table>
(チ)　電線の種類および太さ
a　高圧または低圧架空電線路に使用する電線は，銅線またはアルミ線とし，特別な理由がある場合を除き，次によります。
(a)　高圧架空電線には，高圧絶縁電線を使用いたします。
(b)　低圧架空電線には，屋外用ビニル絶縁電線を使用いたします。ただし，低圧引込線には，引込用ビニル絶縁電線，600 ボルトビニル絶縁電線または 600 ボルトビニル絶縁ビニルシースケーブルを使用
</td>
</tr>
</table>

変更前（令和６年10月１日実施）	変更後（令和７年４月１日実施）

いたします。

b　電線の太さは，許容電流，短絡許容電流，電圧降下および機械的強度等を考慮して必要最小の太さのものを次の中から選定いたします。

種類／種別	銅線 単線（導体径　ミリメートル）	銅線 より線（導体断面積　平方ミリメートル）	アルミ線 より線（導体断面積　平方ミリメートル）
低圧絶縁電線	4　5	38　60	32　58　95
低圧引込用絶縁電線	2.6　3.2	14　22　38　60　100	－
高圧絶縁電線	5	38　60　125	32　58　95　200

(リ)　柱上変圧器の容量

柱上変圧器の容量は，契約電力等に応じて必要容量の直近上位のものを次の中から選定いたします。なお，３相負荷に対しては，Ｖ結線を標準といたします。

柱上変圧器の容量（キロボルトアンペア）
5　10　20　30　50　75　100

(ヌ)　特殊地域の施設

a　塩害発生のおそれの多い地域に施設する架空電線路の機器および材料には，耐塩構造のものを使用いたします。

b　雷雨発生のおそれの多い地域に施設する架空電線路には，その程度に応じた耐雷施設を設置いたします。

c　雪害のおそれの多い地域に施設する架空電線路には，雪害防止用の施設を設置いたします。

ハ　地中電線路

(イ)　電線路の施設

高圧または低圧地中電線路の施設方法は，原則として管路式を標準といたします。ただし，施設場所，ケーブルの条数等の条件により，他の施設方法をとることがあります。

(ロ)　地中箱の施設

地中箱は，ケーブル引入れ，引抜き，接続等の工事および点検，その他保守作業を容易に行なうため必要な箇所に施設いたします。また，地上設置機器等を施設する場合にも地中箱を施設いたします。

(ハ)　ケーブルの種類および太さ

a　高圧または低圧地中電線路に使用するケーブルは，銅線またはアルミ線とし，特別な理由がある場合を除き，次によります。

(a)　高圧ケーブルには，6.6キロボルト架橋ポリエチレン絶縁ビニルシースケーブルを使用いたします。

(b)　低圧ケーブルには，600ボルトビニル絶縁ビニルシースケーブルまたは600ボルト架橋ポリエチレン絶縁ビニルシースケーブルを使用いたします。

b　ケーブルの太さは，許容電流，短絡許容電流，電圧降下等を考慮して必要最小の太さのものを次の中

いたします。

b　電線の太さは，許容電流，短絡許容電流，電圧降下および機械的強度等を考慮して必要最小の太さのものを次の中から選定いたします。

種類／種別	銅線 単線（導体径　ミリメートル）	銅線 より線（導体断面積　平方ミリメートル）	アルミ線 より線（導体断面積　平方ミリメートル）
低圧絶縁電線	4　5	38　60	32　58　95
低圧引込用絶縁電線	2.6　3.2	14　22　38　60　100	－
高圧絶縁電線	5	38　60　125	32　58　95　200

(リ)　柱上変圧器の容量

柱上変圧器の容量は，契約電力等に応じて必要容量の直近上位のものを次の中から選定いたします。なお，３相負荷に対しては，Ｖ結線を標準といたします。

柱上変圧器の容量（キロボルトアンペア）
5　10　20　30　50　75　100

(ヌ)　特殊地域の施設

a　塩害発生のおそれの多い地域に施設する架空電線路の機器および材料には，耐塩構造のものを使用いたします。

b　雷雨発生のおそれの多い地域に施設する架空電線路には，その程度に応じた耐雷施設を設置いたします。

c　雪害のおそれの多い地域に施設する架空電線路には，雪害防止用の施設を設置いたします。

ハ　地中電線路

(イ)　電線路の施設

高圧または低圧地中電線路の施設方法は，原則として管路式を標準といたします。ただし，施設場所，ケーブルの条数等の条件により，他の施設方法をとることがあります。

(ロ)　地中箱の施設

地中箱は，ケーブル引入れ，引抜き，接続等の工事および点検，その他保守作業を容易に行なうため必要な箇所に施設いたします。また，地上設置機器等を施設する場合にも地中箱を施設いたします。

(ハ)　ケーブルの種類および太さ

a　高圧または低圧地中電線路に使用するケーブルは，銅線またはアルミ線とし，特別な理由がある場合を除き，次によります。

(a)　高圧ケーブルには，6.6キロボルト架橋ポリエチレン絶縁ビニルシースケーブルを使用いたします。

(b)　低圧ケーブルには，600ボルトビニル絶縁ビニルシースケーブルまたは600ボルト架橋ポリエチレン絶縁ビニルシースケーブルを使用いたします。

b　ケーブルの太さは，許容電流，短絡許容電流，電圧降下等を考慮して必要最小の太さのものを次の中

<table>
<tr>
<th>変更前（令和６年10月１日実施）</th>
<th>変更後（令和７年４月１日実施）</th>
</tr>
<tr>
<td>
から選定いたします。

種別＼種類	銅線（導体断面積　平方ミリメートル）	アルミ線（導体断面積　平方ミリメートル）
低圧ケーブル	14　22　38　60　100　150　200　250	－
高圧ケーブル	38　60　100　150　200　250　325　400	100　150　250　325　400　500

(ﾆ)　地上設置機器の施設

使用目的および使用場所に応じ，次のとおり機器を施設いたします。

機器名	使用目的
多回路配電塔	高圧幹線の連系，変圧器塔への供給
変圧器塔	低圧のお客さま，低圧引込分岐装置への供給
低圧引込分岐装置	低圧のお客さまへの供給

(3)　特別高圧電線路

イ　一般基準

(ｲ)　電圧降下の限度

特別高圧電線路における電圧降下の限度は，次の値を標準といたします。この場合の電線路とは，受電地点または供給地点から当社の発変電所の引出口に設置する断路器の負荷側接続点に至るまでの電線路といたします。

公称電圧（キロボルト）	電圧降下の限度（キロボルト）
22	2
33	3
66	6

(ﾛ)　経過地等

特別高圧電線路の起点または分岐点の位置および経過地は，保守，保安および将来の土地利用計画に支障のない範囲において，電線路が最も経済的に施設できるよう選定いたします。

なお，この場合，送電線からの分岐は，系統運用上に支障のない範囲において行ないます。

(ﾊ)　電線路の種類

特別高圧電線路の種類は，架空電線路を標準といたします。ただし，架空電線路を施設することが法令上認められない場合，または技術上，経済上もしくは地域的な事情により不適当と認められる場合には，その他の方法によります。
</td>
<td>
から選定いたします。

種別＼種類	銅線（導体断面積　平方ミリメートル）	アルミ線（導体断面積　平方ミリメートル）
低圧ケーブル	14　22　38　60　100　150　200　250	－
高圧ケーブル	38　60　100　150　200　250　325　400	100　150　250　325　400　500

(ﾆ)　地上設置機器の施設

使用目的および使用場所に応じ，次のとおり機器を施設いたします。

機器名	使用目的
多回路配電塔	高圧幹線の連系，変圧器塔への供給
変圧器塔	低圧のお客さま，低圧引込分岐装置への供給
低圧引込分岐装置	低圧のお客さまへの供給

(3)　特別高圧電線路

イ　一般基準

(ｲ)　電圧降下の限度

特別高圧電線路における電圧降下の限度は，次の値を標準といたします。この場合の電線路とは，受電地点または供給地点から当社の発変電所の引出口に設置する断路器の負荷側接続点に至るまでの電線路といたします。

公称電圧（キロボルト）	電圧降下の限度（キロボルト）
22	2
33	3
66	6

(ﾛ)　経過地等

特別高圧電線路の起点または分岐点の位置および経過地は，保守，保安および将来の土地利用計画に支障のない範囲において，電線路が最も経済的に施設できるよう選定いたします。

なお，この場合，送電線からの分岐は，系統運用上に支障のない範囲において行ないます。

(ﾊ)　電線路の種類

特別高圧電線路の種類は，架空電線路を標準といたします。ただし，架空電線路を施設することが法令上認められない場合，または技術上，経済上もしくは地域的な事情により不適当と認められる場合には，その他の方法によります。
</td>
</tr>
</table>

<table>
<tr>
<th>変更前（令和6年10月1日実施）</th>
<th>変更後（令和7年4月1日実施）</th>
</tr>
<tr>
<td>
ロ　架空電線路
(イ)　電線路の施設
a　特別高圧架空電線路は，単独の電線路の新設，他の架空電線路との併架または電線張替等のうち，技術的に支障のない範囲で，最も経済的な方法により施設いたします。
b　特別高圧架空電線路を単独に施設する場合は，原則として1回線といたします。
c　他の架空電線路と併架の場合の電線架線順位は，電圧の高いものを上部，電圧の低いものを下部といたします。ただし，電線にケーブルを使用する場合は，これによらない場合があります。
(ロ)　支 持 物
a　特別高圧架空電線路の支持物は，原則として鉄塔を標準といたします。
b　95平方ミリメートル鋼心アルミより線1回線の電線路には，施設場所の状況等に応じ鉄柱，パンザーマストまたは鉄筋コンクリート柱を使用する場合があります。
c　公称電圧33キロボルト以下の架空電線路を道路沿いに施設する場合は，原則として鉄筋コンクリート柱を使用いたします。
(ハ)　径　　間
特別高圧架空電線路の径間は，次の値を標準といたします。
<table>
<tr><th>支持物種類</th><th>径　間（メートル）</th></tr>
<tr><td>鉄　　塔</td><td>150　～　300</td></tr>
<tr><td>そ　の　他</td><td>70　～　180</td></tr>
</table>
なお，(ロ)cにより施設する電線路の径間は，次の値を標準といたします。ただし，電線および支持物に加わる風圧荷重や周囲の状況により，この径間以外の場合もあります。
<table>
<tr><th>施 設 地 域</th><th>径　間（メートル）</th></tr>
<tr><td>市　街　地</td><td>20　～　40</td></tr>
<tr><td>そ　の　他</td><td>40　～　60</td></tr>
</table>
(ニ)　が い し
a　特別高圧架空電線路で使用するがいしは，懸垂がいしまたはラインポストがいしを標準といたします。ただし，状況により耐塩用懸垂がいし，長幹がいしを使用する場合があります。
なお，(ロ)cにより施設する電線路には，引留型がいしまたは引通型がいしを標準といたします。
b　懸垂がいしの連結個数は，次の値を標準といたします。
</td>
<td>
ロ　架空電線路
(イ)　電線路の施設
a　特別高圧架空電線路は，単独の電線路の新設，他の架空電線路との併架または電線張替等のうち，技術的に支障のない範囲で，最も経済的な方法により施設いたします。
b　特別高圧架空電線路を単独に施設する場合は，原則として1回線といたします。
c　他の架空電線路と併架の場合の電線架線順位は，電圧の高いものを上部，電圧の低いものを下部といたします。ただし，電線にケーブルを使用する場合は，これによらない場合があります。
(ロ)　支 持 物
a　特別高圧架空電線路の支持物は，原則として鉄塔を標準といたします。
b　95平方ミリメートル鋼心アルミより線1回線の電線路には，施設場所の状況等に応じ鉄柱，パンザーマストまたは鉄筋コンクリート柱を使用する場合があります。
c　公称電圧33キロボルト以下の架空電線路を道路沿いに施設する場合は，原則として鉄筋コンクリート柱を使用いたします。
(ハ)　径　　間
特別高圧架空電線路の径間は，次の値を標準といたします。
<table>
<tr><th>支持物種類</th><th>径　間（メートル）</th></tr>
<tr><td>鉄　　塔</td><td>150　～　300</td></tr>
<tr><td>そ　の　他</td><td>70　～　180</td></tr>
</table>
なお，(ロ)cにより施設する電線路の径間は，次の値を標準といたします。ただし，電線および支持物に加わる風圧荷重や周囲の状況により，この径間以外の場合もあります。
<table>
<tr><th>施 設 地 域</th><th>径　間（メートル）</th></tr>
<tr><td>市　街　地</td><td>20　～　40</td></tr>
<tr><td>そ　の　他</td><td>40　～　60</td></tr>
</table>
(ニ)　が い し
a　特別高圧架空電線路で使用するがいしは，懸垂がいしまたはラインポストがいしを標準といたします。ただし，状況により耐塩用懸垂がいし，長幹がいしを使用する場合があります。
なお，(ロ)cにより施設する電線路には，引留型がいしまたは引通型がいしを標準といたします。
b　懸垂がいしの連結個数は，次の値を標準といたします。
</td>
</tr>
</table>

変更前（令和６年10月１日実施）

250ミリメートル懸垂がいしの連結個数

汚　損　区　分		A	B	C	D	E
塩分付着密度（ミリグラム／平方センチメートル）		0.0625	0.125	0.25	0.5	塩水注入
目安とする概略距離	海岸からの概略距離（キロメートル）	一般地区	10～15	3～10	0～3	海岸近傍
	発煙源からの距離（工場地域に対して）	－	工場地域周辺の比較的軽度の煤塵害地域	工場地域の周辺部		－
公称電圧（キロボルト）	22	2	2	2	3	3
	33	3	3	3	3	4
	66	5	5	6	7	9

c　その他のがいしを使用する場合は，懸垂がいしに準じて施設いたします。

d　がいしには，必要に応じてアーキングホーンを取り付けます。

(ホ)　装柱，その他

a　支持物の装柱は，電圧，電線の種類および太さ，気象条件，地形的条件ならびに用地事情等を考慮して決定いたします。

b　絶縁間隔は，次の値を標準といたします。

公称電圧（キロボルト）	標準がいし個数（個）	標準絶縁間隔（ミリメートル）	最小絶縁間隔（ミリメートル）	ジャンパーと腕金との間隔（ミリメートル）
22	2	350	200	450
33	3	550	250	650
66	5	650	400	800

(ヘ)　電線の種類および太さ

a　電線の種類は，アルミ覆鋼心アルミより線を標準といたします。ただし，腐食のおそれがある場合等特別の場合には，他の適当な電線を使用することがあります。

なお，(ロ) c により施設する電線路には，原則として特別高圧絶縁電線を使用いたします。

b　電線の太さは，許容電流，電圧降下，電力損失および機械的強度等を考慮して必要最小の太さのもの

変更後（令和７年４月１日実施）

250ミリメートル懸垂がいしの連結個数

汚　損　区　分		A	B	C	D	E
塩分付着密度（ミリグラム／平方センチメートル）		0.0625	0.125	0.25	0.5	塩水注入
目安とする概略距離	海岸からの概略距離（キロメートル）	一般地区	10～15	3～10	0～3	海岸近傍
	発煙源からの距離（工場地域に対して）	－	工場地域周辺の比較的軽度の煤塵害地域	工場地域の周辺部		－
公称電圧（キロボルト）	22	2	2	2	3	3
	33	3	3	3	3	4
	66	5	5	6	7	9

c　その他のがいしを使用する場合は，懸垂がいしに準じて施設いたします。

d　がいしには，必要に応じてアーキングホーンを取り付けます。

(ホ)　装柱，その他

a　支持物の装柱は，電圧，電線の種類および太さ，気象条件，地形的条件ならびに用地事情等を考慮して決定いたします。

b　絶縁間隔は，次の値を標準といたします。

公称電圧（キロボルト）	標準がいし個数（個）	標準絶縁間隔（ミリメートル）	最小絶縁間隔（ミリメートル）	ジャンパーと腕金との間隔（ミリメートル）
22	2	350	200	450
33	3	550	250	650
66	5	650	400	800

(ヘ)　電線の種類および太さ

a　電線の種類は，アルミ覆鋼心アルミより線を標準といたします。ただし，腐食のおそれがある場合等特別の場合には，他の適当な電線を使用することがあります。

なお，(ロ) c により施設する電線路には，原則として特別高圧絶縁電線を使用いたします。

b　電線の太さは，許容電流，電圧降下，電力損失および機械的強度等を考慮して必要最小の太さのもの

変更前（令和６年10月１日実施）	変更後（令和７年４月１日実施）

を次の中から選定いたします。ただし，他の支持物に併架する場合は，弛度の関係上，これによらない場合があります。

公称断面積（平方ミリメートル）	より線構成　素線数／素線径（ミリメートル）	
	硬　ア　ル　ミ	ア　ル　ミ　覆　鋼
95	6／4.5	1／4.5
120	30／2.3	7／2.3
160	30／2.6	7／2.6
240	30／3.2	7／3.2
330	26／4.0	7／3.1
410	26／4.5	7／3.5
610	54／3.8	7／3.8

なお，(ロ) c により施設する電線は，許容電流，短絡許容電流，電圧降下等を考慮して必要最小の太さのものを次の中から選定いたします。

銅線公称断面積（平方ミリメートル）	アルミ線公称断面積（平方ミリメートル）
60　80　100　150	95　120

(ト)　地 上 高

電線の最低地上高は，次の値を標準といたします。

公称電圧（キロボルト）	地上高（メートル）
22・33	6
66	7

なお，(ロ) c により施設する電線路の特別高圧絶縁電線の最低地上高は，8 メートルを標準といたします。ただし，次の場合は，その状況に応じ必要な高さを保持いたします。

a　線路付近に建造物がある場合，またはその建設が予測される場合

b　積雪の多い地域

c　電線の高さが用地確保のための条件となる場合

d　道路横断箇所その他保安上必要と認められる場合

(チ)　架空地線

a　支持物に鉄塔を使用する場合は，原則として架空地線を施設いたします。

b　架空地線は，次の場合を除き，亜鉛めっき鋼より線を使用いたします。

を次の中から選定いたします。ただし，他の支持物に併架する場合は，弛度の関係上，これによらない場合があります。

公称断面積（平方ミリメートル）	より線構成　素線数／素線径（ミリメートル）	
	硬　ア　ル　ミ	ア　ル　ミ　覆　鋼
95	6／4.5	1／4.5
120	30／2.3	7／2.3
160	30／2.6	7／2.6
240	30／3.2	7／3.2
330	26／4.0	7／3.1
410	26／4.5	7／3.5
610	54／3.8	7／3.8

なお，(ロ) c により施設する電線は，許容電流，短絡許容電流，電圧降下等を考慮して必要最小の太さのものを次の中から選定いたします。

銅線公称断面積（平方ミリメートル）	アルミ線公称断面積（平方ミリメートル）
60　80　100　150	95　120

(ト)　地 上 高

電線の最低地上高は，次の値を標準といたします。

公称電圧（キロボルト）	地上高（メートル）
22・33	6
66	7

なお，(ロ) c により施設する電線路の特別高圧絶縁電線の最低地上高は，8 メートルを標準といたします。ただし，次の場合は，その状況に応じ必要な高さを保持いたします。

a　線路付近に建造物がある場合，またはその建設が予測される場合

b　積雪の多い地域

c　電線の高さが用地確保のための条件となる場合

d　道路横断箇所その他保安上必要と認められる場合

(チ)　架空地線

a　支持物に鉄塔を使用する場合は，原則として架空地線を施設いたします。

b　架空地線は，次の場合を除き，亜鉛めっき鋼より線を使用いたします。

<table>
<tr><th>変更前（令和６年10月１日実施）</th><th>変更後（令和７年４月１日実施）</th></tr>
<tr><td>
（a） 機械的強度上または電磁誘導障害対策上とくに必要がある場合
（b） 腐食のおそれがある場合
（c） その他特別の事情がある場合
なお，その太さは，電線路の設計条件にもとづいて次の中から選定いたします。
<table>
<tr><th>公称断面積
（平方ミリメートル）</th><th>より線構成
素線数／素線径
（ミリメートル）</th></tr>
<tr><td>70</td><td>7／3.5</td></tr>
<tr><td>90</td><td>7／4.0</td></tr>
</table>
c 雷害対策上必要な場合は，鉄塔に埋設地線を施設する場合があります。
(リ) 電力線搬送用ライントラップの施設
搬送波の重畳されている電線路から分岐電線路を施設する場合は，原則として搬送波を阻止する電力線搬送用ライントラップを分岐側に施設いたします。
(ヌ) そ の 他
a (ロ) c により施設する電線路には，分岐箇所に必要に応じ開閉器を施設いたします。
b (ロ) c により施設する電線路には，重要機器およびケーブルとの接続点に原則として避雷器を施設いたします。
ハ 地中電線路
(イ) 電線路の施設
特別高圧地中電線路の施設方法は，原則として管路式を標準といたします。ただし，次の場合は，他の方法とする場合があります。
a 重車両が通ることなく，かつ，再掘さくが他に支障のない構内等に施設する場合は，直接埋設式とする場合があります。
b 当該電線路を含めて多数のケーブルを同一場所に施設する場合は，暗きょ式または開きょ式とする場合があります。
(ロ) ケーブルの種類および太さ
a ケーブルの種類は，電圧，経過地，施設方法その他の条件を考慮して決定いたします。
b ケーブルの太さは，許容電流，電圧降下等を考慮して原則として次の中から選定いたします。
なお，ケーブルの許容電流は，日本電線工業会規格に準じた算定方法に施設条件を考慮して算定いたします。
<table>
<tr><th>公称電圧（キロボルト）</th><th>公称断面積（平方ミリメートル）</th></tr>
<tr><td>22・33</td><td>60 100 150 200 250</td></tr>
<tr><td>66</td><td>80 100 150 200 250 325 400</td></tr>
</table>
(ハ) 避雷器の施設
</td><td>
（a） 機械的強度上または電磁誘導障害対策上とくに必要がある場合
（b） 腐食のおそれがある場合
（c） その他特別の事情がある場合
なお，その太さは，電線路の設計条件にもとづいて次の中から選定いたします。
<table>
<tr><th>公称断面積
（平方ミリメートル）</th><th>より線構成
素線数／素線径
（ミリメートル）</th></tr>
<tr><td>70</td><td>7／3.5</td></tr>
<tr><td>90</td><td>7／4.0</td></tr>
</table>
c 雷害対策上必要な場合は，鉄塔に埋設地線を施設する場合があります。
(リ) 電力線搬送用ライントラップの施設
搬送波の重畳されている電線路から分岐電線路を施設する場合は，原則として搬送波を阻止する電力線搬送用ライントラップを分岐側に施設いたします。
(ヌ) そ の 他
a (ロ) c により施設する電線路には，分岐箇所に必要に応じ開閉器を施設いたします。
b (ロ) c により施設する電線路には，重要機器およびケーブルとの接続点に原則として避雷器を施設いたします。
ハ 地中電線路
(イ) 電線路の施設
特別高圧地中電線路の施設方法は，原則として管路式を標準といたします。ただし，次の場合は，他の方法とする場合があります。
a 重車両が通ることなく，かつ，再掘さくが他に支障のない構内等に施設する場合は，直接埋設式とする場合があります。
b 当該電線路を含めて多数のケーブルを同一場所に施設する場合は，暗きょ式または開きょ式とする場合があります。
(ロ) ケーブルの種類および太さ
a ケーブルの種類は，電圧，経過地，施設方法その他の条件を考慮して決定いたします。
b ケーブルの太さは，許容電流，電圧降下等を考慮して原則として次の中から選定いたします。
なお，ケーブルの許容電流は，日本電線工業会規格に準じた算定方法に施設条件を考慮して算定いたします。
<table>
<tr><th>公称電圧（キロボルト）</th><th>公称断面積（平方ミリメートル）</th></tr>
<tr><td>22・33</td><td>60 100 150 200 250</td></tr>
<tr><td>66</td><td>80 100 150 200 250 325 400</td></tr>
</table>
(ハ) 避雷器の施設
</td></tr>
</table>

変更前（令和6年10月1日実施）

特別高圧架空電線路に接続される地中電線路には，ケーブルの保護のため，接続部に避雷器を取り付ける場合があります。

(4) 変電設備

イ 一般基準

電線路の引出口設備は，その変電所の他の設備に準じて施設いたします。

ロ 結線法

電線路の引出口設備の結線および主要機器取付台数は，次のとおりといたします。

区分		結線法	機器名	台数	備考
高圧	単母線		しゃ断器 断路器 変流器 零相変流器 配電盤	1台 2台 2台 1台 1式	しゃ断器が脱着構造の場合には，断路器を省略いたします。
高圧	補助母線付	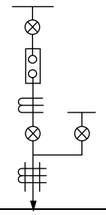	しゃ断器 断路器 変流器 零相変流器 配電盤	1台 3台 2台 1台 1式	しゃ断器が脱着構造の場合には，断路器は1台といたします。
特別高圧	単母線	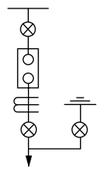	しゃ断器 断路器 変流器 配電盤	1台 2台 3台 1式	1台は接地装置付 ただし，しゃ断器が脱着構造の場合には，断路器を省略いたします。
特別高圧	2重母線	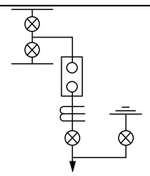	しゃ断器 断路器 変流器 配電盤	1台 3台 3台 1式	1台は接地装置付

（凡　例）

しゃ断器	断路器	接地装置	変流器	零相変流器

変更後（令和7年4月1日実施）

特別高圧架空電線路に接続される地中電線路には，ケーブルの保護のため，接続部に避雷器を取り付ける場合があります。

(4) 変電設備

イ 一般基準

電線路の引出口設備は，その変電所の他の設備に準じて施設いたします。

ロ 結線法

電線路の引出口設備の結線および主要機器取付台数は，次のとおりといたします。

区分		結線法	機器名	台数	備考
高圧	単母線	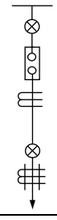	しゃ断器 断路器 変流器 零相変流器 配電盤	1台 2台 2台 1台 1式	しゃ断器が脱着構造の場合には，断路器を省略いたします。
高圧	補助母線付	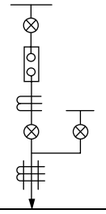	しゃ断器 断路器 変流器 零相変流器 配電盤	1台 3台 2台 1台 1式	しゃ断器が脱着構造の場合には，断路器は1台といたします。
特別高圧	単母線	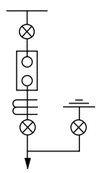	しゃ断器 断路器 変流器 配電盤	1台 2台 3台 1式	1台は接地装置付 ただし，しゃ断器が脱着構造の場合には，断路器を省略いたします。
特別高圧	2重母線	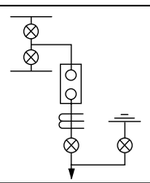	しゃ断器 断路器 変流器 配電盤	1台 3台 3台 1式	1台は接地装置付

（凡　例）

しゃ断器	断路器	接地装置	変流器	零相変流器

変更前（令和６年10月１日実施）	変更後（令和７年４月１日実施）

ハ　しゃ断器

(イ)　しゃ断器は，当社で一般的に使用しているものの中で，その公称電圧に応じ，最大負荷電流および施工時の系統構成または将来構成されることが予定されている系統構成について計算した短絡容量から判断して，必要最小のものを次の中から選定いたします。

公称電圧 (キロボルト)	定格電圧 (キロボルト)	定格電流 (アンペア)	定格しゃ断電流 (キロアンペア)	形　　式
6.6	7.2	600　1,200　2,000	12.5　20	ガス形，真空形
22・33	36	600	12.5　16　25	ガス形，真空形
66	72	800　1,200　2,000	20　25　31.5　40	ガス形，真空形

(ロ)　将来の系統構成は，５年程度先を目標といたします。

ニ　断路器

断路器は，当社で一般的に使用しているものの中で，その公称電圧に応じ，最大負荷電流およびその系統で必要な定格短時間耐電流から判断して，必要最小のものを次の中から選定いたします。

公称電圧 (キロボルト)	定格電圧 (キロボルト)	定格電流 (アンペア)	定格短時間耐電流 (キロアンペア)	形　　式
6.6	7.2	600　1,200　2,000	12.5　20	三極単投
22・33	36	600	12.5　16　25	三極単投
66	72	800　1,200　2,000	20　25　31.5　40	三極単投

ホ　変流器

変流器は，当社で一般的に使用しているものの中で，その公称電圧に応じ，最大負荷電流およびその系統の事故電流から判断して，必要最小のものを選定いたします。

ヘ　配電盤

(イ)　配電盤には，原則として電流計，電圧計，しゃ断器操作用開閉器および運転に必要な器具を取り付けます。また，必要に応じ，電力量計および無効電力量計等を取り付けます。

なお，無人変電所の場合には，当該設備の遠隔監視制御装置を取り付けます。

(ロ)　電線路には，短絡または地絡を生じた場合に自動的に電線路をしゃ断するための必要な保護装置を取り付けます。

なお，原則として各電線路には自動再閉路継電器を施設し，必要な箇所には母線保護継電器を取り付けます。

(5)　保安通信設備

イ　保安通信用電話設備

(イ)　一般基準

a　施設基準

保安通信用電話設備は，原則として，特別高圧により受電または供給する場合に法令の定めるところ

ハ　しゃ断器

(イ)　しゃ断器は，当社で一般的に使用しているものの中で，その公称電圧に応じ，最大負荷電流および施工時の系統構成または将来構成されることが予定されている系統構成について計算した短絡容量から判断して，必要最小のものを次の中から選定いたします。

公称電圧 (キロボルト)	定格電圧 (キロボルト)	定格電流 (アンペア)	定格しゃ断電流 (キロアンペア)	形　　式
6.6	7.2	600　1,200　2,000	12.5　20	ガス形，真空形
22・33	36	600	12.5　16　25	ガス形，真空形
66	72	800　1,200　2,000	20　25　31.5　40	ガス形，真空形

(ロ)　将来の系統構成は，５年程度先を目標といたします。

ニ　断路器

断路器は，当社で一般的に使用しているものの中で，その公称電圧に応じ，最大負荷電流およびその系統で必要な定格短時間耐電流から判断して，必要最小のものを次の中から選定いたします。

公称電圧 (キロボルト)	定格電圧 (キロボルト)	定格電流 (アンペア)	定格短時間耐電流 (キロアンペア)	形　　式
6.6	7.2	600　1,200　2,000	12.5　20	三極単投
22・33	36	600	12.5　16　25	三極単投
66	72	800　1,200　2,000	20　25　31.5　40	三極単投

ホ　変流器

変流器は，当社で一般的に使用しているものの中で，その公称電圧に応じ，最大負荷電流およびその系統の事故電流から判断して，必要最小のものを選定いたします。

ヘ　配電盤

(イ)　配電盤には，原則として電流計，電圧計，しゃ断器操作用開閉器および運転に必要な器具を取り付けます。また，必要に応じ，電力量計および無効電力量計等を取り付けます。

なお，無人変電所の場合には，当該設備の遠隔監視制御装置を取り付けます。

(ロ)　電線路には，短絡または地絡を生じた場合に自動的に電線路をしゃ断するための必要な保護装置を取り付けます。

なお，原則として各電線路には自動再閉路継電器を施設し，必要な箇所には母線保護継電器を取り付けます。

(5)　保安通信設備

イ　保安通信用電話設備

(イ)　一般基準

a　施設基準

保安通信用電話設備は，原則として，特別高圧により受電または供給する場合に法令の定めるところ

変更前（令和6年10月1日実施）	変更後（令和7年4月1日実施）
により施設いたします。 なお，回線数は，原則として1回線といたします。 b　通信方式および伝送媒体 保安通信用電話設備は，当該供給設備の保安上の重要度および経済性を考慮し，原則として，次の中から最も妥当な方式および媒体により施設いたします。	により施設いたします。 なお，回線数は，原則として1回線といたします。 b　通信方式および伝送媒体 保安通信用電話設備は，当該供給設備の保安上の重要度および経済性を考慮し，原則として，次の中から最も妥当な方式および媒体により施設いたします。

通信方式	伝送媒体
架空通信線路	メタル
	光ファイバ
地中通信線路	メタル
	光ファイバ
光ファイバ複合架空地線	光ファイバ
電力線搬送	電力線

通信方式	伝送媒体
架空通信線路	メタル
	光ファイバ
地中通信線路	メタル
	光ファイバ
光ファイバ複合架空地線	光ファイバ
電力線搬送	電力線

c　経過地 通信線路の経過地は，地形その他を考慮して保守および保安に支障のない範囲において，通信線路が最も経済的に施設できるよう選定いたします。 (ロ)　架空通信線路 a　通信線路の施設 架空通信線路は，公称電圧33キロボルト以下の架空電線路への添架または他の架空通信線への共架により施設いたします。ただし，技術上，経済上適当でない場合は，通信線路を単独に施設する場合があります。 b　通信線の種類 架空通信線は，原則として次から選定いたします。	c　経過地 通信線路の経過地は，地形その他を考慮して保守および保安に支障のない範囲において，通信線路が最も経済的に施設できるよう選定いたします。 (ロ)　架空通信線路 a　通信線路の施設 架空通信線路は，公称電圧33キロボルト以下の架空電線路への添架または他の架空通信線への共架により施設いたします。ただし，技術上，経済上適当でない場合は，通信線路を単独に施設する場合があります。 b　通信線の種類 架空通信線は，原則として次から選定いたします。

種　　類	仕　　様
メタル通信ケーブル	ポリエチレン絶縁ビニルシースケーブル
光ファイバケーブル	石英系シングルモード光ファイバ

なお，心線数（対数）は障害対応用の予備心線を確保したうえで，必要最小限といたします。 c　搬送端局装置 (a)　搬送端局装置を設置することといたします。ただし，通信線をメタル通信ケーブルとした場合で，技術的に適当と認められるときは設置しないことといたします。 (b)　装置電源は，原則として停電時のバックアップ付きといたします。 (c)　伝送容量は，必要最小限といたします。 (ハ)　地中通信線路 a　通信線路の施設 地中通信線路の施設方法は，管路式といたします。ただし，車両通行がなく，かつ，再掘さくが可能な場合には，直接埋設式とすることがあります。	なお，心線数（対数）は障害対応用の予備心線を確保したうえで，必要最小限といたします。 c　搬送端局装置 (a)　搬送端局装置を設置することといたします。ただし，通信線をメタル通信ケーブルとした場合で，技術的に適当と認められるときは設置しないことといたします。 (b)　装置電源は，原則として停電時のバックアップ付きといたします。 (c)　伝送容量は，必要最小限といたします。 (ハ)　地中通信線路 a　通信線路の施設 地中通信線路の施設方法は，管路式といたします。ただし，車両通行がなく，かつ，再掘さくが可能な場合には，直接埋設式とすることがあります。

変更前（令和６年10月１日実施）	変更後（令和７年４月１日実施）
b　通信線の種類 (ﾛ) b に準じます。ただし，直接埋設とする場合はポリエチレン絶縁ポリエチレンシースケーブルまたは鋼帯がい装付きといたします。 c　搬送端局装置 (ﾛ) c に準じます。 (ﾆ)　光ファイバ複合架空地線 a　通信線路の施設 光ファイバ複合架空地線の施設方法は，(3)ロ(ﾁ)に準じます。 b　通信線の種類 架空地線と石英系シングルモード光ファイバを複合したものといたします。 なお，心線数は障害対応用の予備心線を確保したうえで，必要最小限といたします。 c　搬送端局装置 （a）　搬送端局装置を設置することといたします。 （b）　装置電源は，原則として停電時のバックアップ付きといたします。 （c）　伝送容量は，必要最小限といたします。 (ﾎ)　電力線搬送 a　結合方式 電力線搬送設備の電線路との結合方式は，原則として線間結合方式といたします。 なお，塩害のおそれがある地域に施設する結合コンデンサは，耐塩用がい管を使用いたします。 b　搬送端局装置 （a）　装置電源は，原則として停電時のバックアップ付きといたします。 （b）　伝送容量は，必要最小限といたします。 ロ　電話設備以外の保安通信設備 電力系統の保護および運用上必要な場合は，系統保護用設備等を施設するものとし，イの基準を準用いたします。 ハ　保 安 装 置 保安装置は，保安上必要な限度において施設いたします。	b　通信線の種類 (ﾛ) b に準じます。ただし，直接埋設とする場合はポリエチレン絶縁ポリエチレンシースケーブルまたは鋼帯がい装付きといたします。 c　搬送端局装置 (ﾛ) c に準じます。 (ﾆ)　光ファイバ複合架空地線 a　通信線路の施設 光ファイバ複合架空地線の施設方法は，(3)ロ(ﾁ)に準じます。 b　通信線の種類 架空地線と石英系シングルモード光ファイバを複合したものといたします。 なお，心線数は障害対応用の予備心線を確保したうえで，必要最小限といたします。 c　搬送端局装置 （a）　搬送端局装置を設置することといたします。 （b）　装置電源は，原則として停電時のバックアップ付きといたします。 （c）　伝送容量は，必要最小限といたします。 (ﾎ)　電力線搬送 a　結合方式 電力線搬送設備の電線路との結合方式は，原則として線間結合方式といたします。 なお，塩害のおそれがある地域に施設する結合コンデンサは，耐塩用がい管を使用いたします。 b　搬送端局装置 （a）　装置電源は，原則として停電時のバックアップ付きといたします。 （b）　伝送容量は，必要最小限といたします。 ロ　電話設備以外の保安通信設備 電力系統の保護および運用上必要な場合は，系統保護用設備等を施設するものとし，イの基準を準用いたします。 ハ　保 安 装 置 保安装置は，保安上必要な限度において施設いたします。
15　スポットネットワーク方式の工事費の算式 70（供給地点への供給設備の工事費負担金）(1)ロ(ｲ) a (c)の工事費の算定は，次の算式によります。 工事費相当額×工事こう長×　$\frac{1}{100}$ × $\frac{\text{新増加接続送電サービス契約電力}}{\text{利用回線数}-1}$ この場合，工事費相当額は，次のとおりといたします。 70(供給地点への供給設備の工事費負担金)(1)　×｛100パーセント＋20パーセント×（利用回線数－1)｝ ロ(ｲ) a (b)の工事費単価	**15　スポットネットワーク方式の工事費の算式** 70（供給地点への供給設備の工事費負担金）(1)ロ(ｲ) a (c)の工事費の算定は，次の算式によります。 工事費相当額×工事こう長×　$\frac{1}{100}$ × $\frac{\text{新増加接続送電サービス契約電力}}{\text{利用回線数}-1}$ この場合，工事費相当額は，次のとおりといたします。 70(供給地点への供給設備の工事費負担金)(1)　×｛100パーセント＋20パーセント×（利用回線数－1)｝ ロ(ｲ) a (b)の工事費単価

「託送供給等約款別冊 系統連系技術要件（令和７年４月１日実施）」 新 旧 対 比 表

変更前（令和６年10月１日実施）	変更後（令和７年４月１日実施）
託送供給等約款別冊	託送供給等約款別冊
系 統 連 系 技 術 要 件	系 統 連 系 技 術 要 件
令和６年10月１日実施	令和７年４月１日実施
北海道電力ネットワーク株式会社	北海道電力ネットワーク株式会社

変更前（令和６年10月１日実施）

目　　次

Ⅰ　総　　則

1　目　　的 …… 1
2　適用の範囲 …… 1
3　協　　議 …… 1

Ⅱ　低圧配電系統との連系に必要な技術要件

Ⅱ-1　発電設備等の連系に必要な技術要件

4　電気方式 …… 2
5　運転可能周波数 …… 2
6　力　　率 …… 3
7　高　調　波 …… 3
8　需給バランス制約による発電設備等の出力の抑制 …… 3
9　送電容量制約による発電設備等の出力の抑制 …… 3
10　不要解列の防止 …… 4
11　保護装置の設置 …… 7
12　保護装置の設置場所 …… 8
13　解列箇所 …… 8
14　保護リレーの設置相数 …… 9

15　接地方式 …… 9
16　直流流出防止変圧器の設置 …… 9
17　電圧変動 …… 10
18　短絡容量 …… 11
19　過電流引き外し素子を有する遮断器の設置 …… 11
20　発電設備等の種類 …… 11
21　サイバーセキュリティ対策 …… 12
22　発電機諸元 …… 12

Ⅱ-2　需要設備の連系に必要な技術要件

23　力　　率 …… 14
24　保護装置等の設置 …… 14

Ⅲ　高圧配電系統との連系に必要な技術要件

Ⅲ-1　発電設備等の連系に必要な技術要件

25　電気方式 …… 15
26　運転可能周波数 …… 15
27　力　　率 …… 15
28　高　調　波 …… 16

変更後（令和７年４月１日実施）

目　　次

Ⅰ　総　　則

1　目　　的 …… 1
2　適用の範囲 …… 1
3　協　　議 …… 1

Ⅱ　低圧配電系統との連系に必要な技術要件

Ⅱ-1　発電設備等の連系に必要な技術要件

4　電気方式 …… 2
5　運転可能周波数・並列時許容周波数 …… 2
6　力　　率 …… 3
7　高　調　波 …… 3
8　需給バランス制約による発電設備等の出力の抑制 …… 3
9　送電容量制約による発電設備等の出力の抑制 …… 4
10　不要解列の防止 …… 4
11　保護装置の設置 …… 7
12　保護装置の設置場所 …… 8
13　解列箇所 …… 8
14　保護リレーの設置相数 …… 9
15　発電機運転制御装置の付加 …… 9
16　接地方式 …… 9
17　直流流出防止変圧器の設置 …… 9
18　電圧変動 …… 10
19　短絡容量 …… 12
20　過電流引き外し素子を有する遮断器の設置 …… 12
21　発電設備等の種類 …… 12
22　サイバーセキュリティ対策 …… 12
23　発電機諸元 …… 13

Ⅱ-2　需要設備の連系に必要な技術要件

24　力　　率 …… 15
25　保護装置等の設置 …… 15

Ⅲ　高圧配電系統との連系に必要な技術要件

Ⅲ-1　発電設備等の連系に必要な技術要件

26　電気方式 …… 16
27　運転可能周波数・並列時許容周波数 …… 16
28　力　　率 …… 17
29　高　調　波 …… 17

変更前（令和６年10月１日実施）			変更後（令和７年４月１日実施）		
29	需給バランス制約による発電設備等の出力の抑制	16	30	需給バランス制約による発電設備等の出力の抑制	17
30	送電容量制約による発電設備等の出力の抑制	16	31	送電容量制約による発電設備等の出力の抑制	18
31	不要解列の防止	16	32	不要解列の防止	18
32	保護装置の設置	19	33	保護装置の設置	20
33	保護装置の設置場所	21	34	保護装置の設置場所	22
34	解　列　箇　所	21	35	解　列　箇　所	22
35	保護リレーの設置相数	21	36	保護リレーの設置相数	22
36	自動負荷制限	21	37	自動負荷制限	22
37	線路無電圧確認装置の設置	22	38	線路無電圧確認装置の設置	23
			39	発電機運転制御装置の付加	23
38	接　地　方　式	22	40	接　地　方　式	24
39	直流流出防止変圧器の設置	22	41	直流流出防止変圧器の設置	24
40	電　圧　変　動	23	42	電　圧　変　動	24
41	短　絡　容　量	25	43	短　絡　容　量	26
42	発電機定数・諸元	25	44	発電機定数・諸元	27
43	昇圧用変圧器	27	45	昇圧用変圧器	29
44	連　絡　体　制	28	46	連　絡　体　制	30
45	バンク逆潮流の制限	28	47	バンク逆潮流の制限	30
46	サイバーセキュリティ対策	28	48	サイバーセキュリティ対策	30
Ⅲ-2　需要設備の連系に必要な技術要件			**Ⅲ-2　需要設備の連系に必要な技術要件**		
47	電　気　方　式	29	49	電　気　方　式	31
48	力　　率	29	50	力　　率	31
49	高　調　波	29	51	高　調　波	31
50	電圧変動対策	30	52	電圧変動対策	32
51	保護装置等の設置	30	53	保護装置等の設置	32
52	サイバーセキュリティ対策	31	54	サイバーセキュリティ対策	33
Ⅳ　特別高圧系統との連系に必要な技術要件			**Ⅳ　特別高圧系統との連系に必要な技術要件**		
Ⅳ-1　発電設備等の連系に必要な技術要件			**Ⅳ-1　発電設備等の連系に必要な技術要件**		
53	電　気　方　式	32	55	電　気　方　式	34
54	運転可能周波数・並列時許容周波数	32	56	運転可能周波数・並列時許容周波数	34
55	力　　率	32	57	力　　率	35
56	高　調　波	33	58	高　調　波	35
57	需給バランス制約による発電設備等の出力の抑制	33	59	需給バランス制約による発電設備等の出力の抑制	35
58	送電容量制約による発電設備等の出力の抑制	33	60	送電容量制約による発電設備等の出力の抑制	36
59	不要解列の防止	34	61	不要解列の防止	36
60	保護装置の設置	36	62	保護装置の設置	38
61	再閉路方式	40	63	再閉路方式	42
62	保護装置の設置場所	40	64	保護装置の設置場所	42

変更前（令和６年10月１日実施）	変更後（令和７年４月１日実施）
63 解列箇所 …… 40 64 保護リレーの設置相数 …… 41 65 自動負荷制限および発電抑制 …… 41 66 線路無電圧確認装置の設置 …… 42 67 発電機運転制御装置の付加 …… 42 68 中性点接地装置の付加と電磁誘導障害防止対策の実施 …… 45 69 直流流出防止変圧器の設置 …… 45 70 電圧変動 …… 45 71 出力変動 …… 47 72 短絡電流および地絡電流対策 …… 47 73 発電機定数・諸元 …… 47 74 昇圧用変圧器 …… 52 75 連絡体制 …… 52 76 電気現象記録装置 …… 55 77 サイバーセキュリティ対策 …… 55 **Ⅳ-2 需要設備の連系に必要な技術要件** 78 電気方式 …… 55 79 力率 …… 55 80 高調波 …… 55 81 電圧フリッカ …… 57 82 電圧不平衡 …… 57 83 電圧変動対策 …… 57 84 保護協調 …… 57 85 保護装置の設置 …… 58 86 連絡体制 …… 58 87 サイバーセキュリティ対策 …… 59	65 解列箇所 …… 42 66 保護リレーの設置相数 …… 43 67 自動負荷制限および発電抑制 …… 43 68 線路無電圧確認装置の設置 …… 44 69 発電機運転制御装置の付加 …… 44 70 中性点接地装置の付加と電磁誘導障害防止対策の実施 …… 48 71 直流流出防止変圧器の設置 …… 49 72 電圧変動 …… 49 73 出力変動 …… 50 74 短絡電流および地絡電流対策 …… 51 75 発電機定数・諸元 …… 51 76 昇圧用変圧器 …… 56 77 連絡体制 …… 57 78 電気現象記録装置 …… 59 79 サイバーセキュリティ対策 …… 59 **Ⅳ-2 需要設備の連系に必要な技術要件** 80 電気方式 …… 59 81 力率 …… 59 82 高調波 …… 59 83 電圧フリッカ …… 61 84 電圧不平衡 …… 61 85 電圧変動対策 …… 61 86 保護協調 …… 61 87 保護装置の設置 …… 62 88 連絡体制 …… 62 89 サイバーセキュリティ対策 …… 63

変更前（令和６年 10 月１日実施）	変更後（令和７年４月１日実施）
Ⅰ　総　　則	**Ⅰ　総　　則**
1　目　　的 この系統連系技術要件は，託送供給等約款８（契約の要件）にもとづき，発電者および需要者の電気設備を，当社電力系統（以下，Ⅰ〔総則〕において，「系統」といいます。）に連系することを可能とするために必要となる技術要件を示したものです。	**1　目　　的** この系統連系技術要件は，託送供給等約款８（契約の要件）にもとづき，発電者および需要者の電気設備を，当社電力系統（以下，Ⅰ〔総則〕において，「系統」といいます。）に連系することを可能とするために必要となる技術要件を示したものです。
2　適 用 の 範 囲 この系統連系技術要件は，発電者の発電設備および蓄電池（以下，「発電設備等」といいます。）ならびに需要設備，または需要者の需要設備を系統に連系する場合に適用いたします。ただし，需要者が需要場所内において発電設備等を系統に連系する場合または契約者が事業場所内の発電設備等もしくは需要設備を系統に連系する場合についても，この系統連系技術要件を適用いたします。 なお，既に系統に連系している発電設備等であっても，当該設備のリプレース時やパワーコンディショナー等の装置切替時または系統運用に支障をきたすおそれがある場合（リレー整定値等の設定変更必要時等をいいます。）には，この系統連系技術要件を適用いたします。 また，33kV スポットネットワーク配電線に発電設備等を連系することはできませんが，需要設備を連系する場合は別途協議させていただきます。	**2　適 用 の 範 囲** この系統連系技術要件は，発電者の発電設備および蓄電池（以下，「発電設備等」といいます。）ならびに需要設備，または需要者の需要設備を系統に連系する場合に適用いたします。ただし，需要者が需要場所内において発電設備等を系統に連系する場合または契約者が事業場所内の発電設備等もしくは需要設備を系統に連系する場合についても，この系統連系技術要件を適用いたします。 なお，既に系統に連系している発電設備等であっても，当該設備のリプレース時やパワーコンディショナー等の装置切替時または系統運用に支障をきたすおそれがある場合（リレー整定値等の設定変更必要時等をいいます。）には，この系統連系技術要件を適用いたします。 また，33kV スポットネットワーク配電線に発電設備等を連系することはできませんが，需要設備を連系する場合は別途協議させていただきます。
3　協　　議 この系統連系技術要件は，系統に連系する場合の技術要件であり，実際の連系にあたっては，この系統連系技術要件に定めのない事項も含め，個別に協議させていただきます。	**3　協　　議** この系統連系技術要件は，系統に連系する場合の技術要件であり，実際の連系にあたっては，この系統連系技術要件に定めのない事項も含め，個別に協議させていただきます。

変更前（令和６年 10 月１日実施）	変更後（令和７年４月１日実施）
Ⅱ　低圧配電系統との連系に必要な技術要件	**Ⅱ　低圧配電系統との連系に必要な技術要件**
発電設備等および需要設備を，当社の低圧配電系統（以下，Ⅱ〔低圧配電系統との連系に必要な技術要件〕において，「系統」といいます。）に連系する場合は，法令等で定める技術基準に加え，以下の項目について遵守していただきます。	発電設備等および需要設備を，当社の低圧配電系統（以下，Ⅱ〔低圧配電系統との連系に必要な技術要件〕において，「系統」といいます。）に連系する場合は，法令等で定める技術基準に加え，以下の項目について遵守していただきます。
Ⅱ－1　発電設備等の連系に必要な技術要件	**Ⅱ－1　発電設備等の連系に必要な技術要件**
4　電　気　方　式 発電設備等の電気方式は，次の場合を除き，連系する系統の電気方式（交流単相２線式・単相３線式・三相３線式）と同一としていただきます。 (1)　最大使用電力に比べ発電設備等の容量が非常に小さく，相間の不平衡による影響が実態上問題とならない場合 (2)　単相３線式の系統に単相２線式 200V の発電設備等を連系する場合で，受電地点の遮断器を開放したとき等に負荷の不平衡により生じる過電圧に対して逆変換装置を停止する対策，または発電設備等を解列する対策を行なう場合	**4　電　気　方　式** 発電設備等の電気方式は，次の場合を除き，連系する系統の電気方式（交流単相２線式・単相３線式・三相３線式）と同一としていただきます。 (1)　最大使用電力に比べ発電設備等の容量が非常に小さく，相間の不平衡による影響が実態上問題とならない場合 (2)　単相３線式の系統に単相２線式 200V の発電設備等を連系する場合で，受電地点の遮断器を開放したとき等に負荷の不平衡により生じる過電圧に対して逆変換装置を停止する対策，または発電設備等を解列する対策を行なう場合
5　運転可能周波数 発電設備等の連続運転可能周波数および運転可能周波数は，次のとおりとしていただきます。 (1)　連続運転可能周波数は，48.5Hz をこえ 50.5Hz 以下 (2)　運転可能周波数は，47.5Hz 以上 51.5Hz 以下 なお，周波数低下時の運転継続時間は，48.5Hz では 10 分程度以上，48.0Hz では１分程度以上としていただきます。また，周波数低下リレーの整定値は，原則として，事故時運転継続要件（以下，「FRT 要件」といいます。）の適用を受ける発電設備等は 47.5Hz，それ以外は 48.5Hz とし，検出時限は自動再閉路時間と協調がとれる範囲の最大値としていただきます（協調がとれる範囲の最大値：２秒）。 ただし，逆変換装置を用いた発電設備等で FRT 要件非適用の設備については，これによらないものといたします。	**5　運転可能周波数・並列時許容周波数** (1)　運転可能周波数 発電設備等の連続運転可能周波数および運転可能周波数は，次のとおりとしていただきます。 イ　連続運転可能周波数は，48.5Hz をこえ 50.5Hz 以下 ロ　運転可能周波数は，47.5Hz 以上 51.5Hz 以下 なお，周波数低下時の運転継続時間は，48.5Hz では 10 分程度以上，48.0Hz では１分程度以上としていただきます。また，周波数低下リレーの整定値は，原則として，事故時運転継続要件（以下，「FRT 要件」といいます。）の適用を受ける発電設備等は 47.5Hz，それ以外は 48.5Hz とし，検出時限は自動再閉路時間と協調がとれる範囲の最大値としていただきます（協調がとれる範囲の最大値：２秒）。ただし，逆変換装置を用いた発電設備等で FRT 要件非適用の設備については，これによらないものといたします。 (2)　並列時許容周波数 系統周波数を適正値に維持する必要があるため，並列時の周波数は並列時許容周波数以内としていただきます。 なお，並列時許容周波数は，標準周波数＋0.1Hz 以下（設定可能範囲：標準周波数＋0.1～1.0Hz）とします。ただし，離島等系統固有の事由等により個別に協議させていただく場合があります。
6　力　　率 発電者の受電地点における力率は，連系する系統の電圧を適切に維持するため，原則として系統側からみて遅れ力率 85%以上とするとともに，進み力率とならないようにしていただきます。 なお，電圧上昇を防止するうえでやむをえない場合には，受電地点の力率を系統側からみて遅れ力率 80%ま	**6　力　　率** 発電者の受電地点における力率は，連系する系統の電圧を適切に維持するため，原則として系統側からみて遅れ力率 85%以上とするとともに，進み力率とならないようにしていただきます。 なお，電圧上昇を防止するうえでやむをえない場合には，受電地点の力率を系統側からみて遅れ力率 80%ま

変更前（令和６年 10 月１日実施）	変更後（令和７年４月１日実施）
で制御できるものといたします。	で制御できるものといたします。
7　高　　調　　波 逆変換装置（二次励磁発電機の系統側変換装置を含みます。）を用いた発電設備等を設置する場合は，逆変換装置本体（フィルターを含みます。）の高調波流出電流を総合電流歪率 5%以下，各次電流歪率 3%以下としていただきます。	**7　高　　調　　波** 逆変換装置（二次励磁発電機の系統側変換装置を含みます。）を用いた発電設備等を設置する場合は，逆変換装置本体（フィルターを含みます。）の高調波流出電流を総合電流歪率 5%以下，各次電流歪率 3%以下としていただきます。
8　需給バランス制約による発電設備等の出力の抑制 逆潮流のある発電設備等のうち，太陽光発電設備および風力発電設備ならびに蓄電池には，当社の求めに応じて，当社からの遠隔制御により 0%から 100%の範囲（1%刻み）で出力（自家消費分を除くことも可能）の抑制ができる機能を有する逆変換装置やその他必要な設備を設置する等の対策を実施していただきます。なお，ウィンドファームとしての運用がない風力発電所やウィンドファームコントローラーがない風力発電所については，技術的制約を踏まえ個別協議とさせていただきます。 逆潮流のある火力発電設備およびバイオマス発電設備（ただし，再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則〔平成 24 年経済産業省令第 46 号，以下，「再生可能エネルギー特別措置法施行規則」といいます。〕に定める地域資源バイオマス発電設備であって，燃料貯蔵や技術に由来する制約等により出力の抑制が困難なものを除きます。）は，発電出力を技術的に合理的な範囲で最大限抑制し，多くとも 50%以下に抑制するために必要な機能を具備していただきます。なお，停止による対応も可能とします。自家消費を主な目的とした発電設備等については，個別の事情を踏まえ対策の内容を協議させていただきます。	**8　需給バランス制約による発電設備等の出力の抑制** (1)　逆潮流のある発電設備等のうち，太陽光発電設備および風力発電設備ならびに蓄電池には，当社の求めに応じて，当社からの遠隔制御により 0%から 100%の範囲（1%刻み）で出力（自家消費分を除くことも可能）の抑制ができる機能を有する逆変換装置やその他必要な設備を設置する等の対策を実施していただきます。 なお，ウィンドファームとしての運用がない風力発電所やウィンドファームコントローラーがない風力発電所については，技術的制約を踏まえ個別協議とさせていただきます。 (2)　逆潮流のある火力発電設備およびバイオマス発電設備（再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則〔平成 24 年経済産業省令第 46 号，以下，「再生可能エネルギー特別措置法施行規則」といいます。〕に定める地域資源バイオマス発電設備であって，燃料貯蔵や技術に由来する制約等により出力の抑制が困難なものを除きます。）は，発電出力を技術的に合理的な範囲で最大限抑制し，その最低出力を発電端の定格出力に対して，火力発電設備（混焼バイオマス発電設備を含みます。）については多くとも 30%以下，バイオマス発電設備については多くとも 50%以下に抑制するために必要な機能を具備していただきます。 なお，停止による対応も可能とします。 また，自家消費を主な目的とした発電設備等については，個別の事情を踏まえ対策の内容を協議させていただきます。実証設備の実証期間中の扱いについては，技術的制約を踏まえ個別に協議させていただき，実証期間終了後は，再協議させていただきます。
9　送電容量制約による発電設備等の出力の抑制 逆潮流のある発電設備等のうち 10kW 以上の設備には，当社の求めに応じて，当社からの遠隔制御により，送電容量制約による出力の抑制ができる機能を有する装置やその他必要な装置を設置する等の対策を行なっていただきます。	**9　送電容量制約による発電設備等の出力の抑制** 逆潮流のある発電設備等のうち 10kW 以上の設備には，当社の求めに応じて，当社からの遠隔制御により，送電容量制約による出力の抑制ができる機能を有する装置やその他必要な装置を設置する等の対策を行なっていただきます。
10　不要解列の防止 (1)　保 護 協 調 発電設備等の故障または系統の事故時に，事故の除去，事故範囲の局限化等を行なうために次の考え方にもとづいて，保護協調を図ることを目的に，適正な保護装置を設置していただきます。 イ　発電設備等の異常および故障に対しては，確実に検出・除去し，連系する系統に事故を波及させないために，発電設備等を即時に解列すること。 ロ　連系する系統の事故に対しては，迅速かつ確実に，発電設備等が解列すること。 ハ　上位系統事故時等，連系する系統の電源が喪失した場合にも発電設備等が高速に解列し，一般需要家を含むいかなる部分系統においても単独運転が生じないこと。	**10　不要解列の防止** (1)　保 護 協 調 発電設備等の故障または系統の事故時に，事故の除去，事故範囲の局限化等を行なうために次の考え方にもとづいて，保護協調を図ることを目的に，適正な保護装置を設置していただきます。 イ　発電設備等の異常および故障に対しては，確実に検出・除去し，連系する系統に事故を波及させないために，発電設備等を即時に解列すること。 ロ　連系する系統の事故に対しては，迅速かつ確実に，発電設備等が解列すること。 ハ　上位系統事故時等，連系する系統の電源が喪失した場合にも発電設備等が高速に解列し，一般需要家を含むいかなる部分系統においても単独運転が生じないこと。 ニ　事故時の再閉路時に，発電設備等が連系する系統から確実に解列されていること。

変更前（令和６年10月１日実施）	変更後（令和７年４月１日実施）
ニ　事故時の再閉路時に，発電設備等が連系する系統から確実に解列されていること。 ホ　連系する系統以外の事故時には，発電設備等は解列しないこと。 (2)　事故時運転継続 系統事故による広範囲の瞬時電圧低下や周波数変動等により，発電設備等の一斉解列や出力低下継続等が発生し，系統全体の電圧・周波数維持に大きな影響を与えることを防止するため，発電設備等の種別ごとに定められるFRT要件を満たしていただきます。 なお，満たすべきFRT要件は表Ⅱ－1（発電設備等の種別ごとのFRT要件）および図Ⅱ－1（FRT要件のイメージ〔太陽光発電設備を例に記載〕）のとおりといたします。	ホ　連系する系統以外の事故時には，発電設備等は解列しないこと。 (2)　事故時運転継続 系統事故による広範囲の瞬時電圧低下や周波数変動等により，発電設備等の一斉解列や出力低下継続等が発生し，系統全体の電圧・周波数維持に大きな影響を与えることを防止するため，発電設備等の種別ごとに定められるFRT要件を満たしていただきます。 なお，満たすべきFRT要件は表Ⅱ－1（発電設備等の種別ごとのFRT要件）および図Ⅱ－1（FRT要件のイメージ〔太陽光発電設備を例に記載〕）のとおりといたします。

変更前（令和６年 10 月１日実施）

表Ⅱ－1　発電設備等の種別ごとの FRT 要件

発電設備等			電圧低下			周波数変動（運転継続）
			残電圧 20%以上（運転継続）	残電圧 20%未満（運転継続またはゲートブロック）	残電圧 52%以上・位相変化 41 度以下（運転継続）	50Hz 系統
単相	太陽光		・電圧低下継続時間 1.0 秒以下 ・電圧復帰後 0.1 秒以内に電圧低下前の出力の 80%以上の出力まで復帰	・電圧低下継続時間 1.0 秒以下 ・電圧復帰後 0.2 秒以内に電圧低下前の出力の 80%以上の出力まで復帰	・電圧低下継続時間 1.0 秒以下 ・電圧復帰後 0.1 秒以内に電圧低下前の出力の 80%以上の出力まで復帰	・ステップ状に＋0.8Hz,3 サイクル間継続 ・ランプ状の±2Hz/秒 (周波数上限)51.5Hz (周波数下限)47.5Hz
	風力		・電圧低下継続時間 1.0 秒以下 ・電圧復帰後 1.0 秒以内に電圧低下前の出力の 80%以上の出力まで復帰	・電圧低下継続時間 1.0 秒以下 ・電圧復帰後 1.0 秒以内に電圧低下前の出力の 80%以上の出力まで復帰	・電圧低下継続時間 1.0 秒以下 ・電圧復帰後 1.0 秒以内に電圧低下前の出力の 80%以上の出力まで復帰	・ステップ状に＋0.8Hz,3 サイクル間継続 ・ランプ状の±2Hz/秒 (周波数上限)51.5Hz (周波数下限)47.5Hz
	蓄電池		・電圧低下継続時間 1.0 秒以下 ・電圧復帰後 0.1 秒以内に電圧低下前の出力の 80%以上の出力まで復帰（逆電力リレーが設置される場合は出力電力特性と逆電力リレーの協調を図るため，0.4 秒以内の復帰としてもよい。）	・電圧低下継続時間 1.0 秒以下 ・電圧復帰後 1.0 秒以内に電圧低下前の出力の 80%以上の出力まで復帰	・電圧低下継続時間 1.0 秒以下 ・電圧復帰後 0.1 秒以内に電圧低下前の出力の 80%以上の出力まで復帰（逆電力リレーが設置される場合は出力電力特性と逆電力リレーの協調を図るため，0.4 秒以内の復帰としてもよい。）	・ステップ状に＋0.8Hz,3 サイクル間継続 ・ランプ状の±2Hz/秒 (周波数上限)51.5Hz (周波数下限)47.5Hz
	燃料電池		・電圧低下継続時間 0.3 秒以下 ・電圧復帰後 1.0 秒以内に電圧低下前の出力の 80%以上の出力まで復帰	・電圧低下継続時間 0.3 秒以下 ・電圧復帰後 1.0 秒以内に電圧低下前の出力の 80%以上の出力まで復帰	・電圧低下継続時間 0.3 秒以下 ・電圧復帰後 1.0 秒以内に電圧低下前の出力の 80%以上の出力まで復帰	・ステップ状に＋0.8Hz,3 サイクル間継続 ・ランプ状の±2Hz/秒 (周波数上限)51.5Hz (周波数下限)47.5Hz
	ガスエンジン	単機出力 2kW 未満	・電圧低下継続時間 0.3 秒以下 ・電圧復帰後 1.0 秒以内に電圧低下前の出力の 80%以上の出力まで復帰	・電圧低下継続時間 0.3 秒以下 ・電圧復帰後 1.0 秒以内に電圧低下前の出力の 80%以上の出力まで復帰	・電圧低下継続時間 0.3 秒以下 ・電圧復帰後 1.0 秒以内に電圧低下前の出力の 80%以上の出力まで復帰	・ステップ状に＋0.8Hz,3 サイクル間継続 ・ランプ状の±2Hz/秒 (周波数上限)51.5Hz (周波数下限)47.5Hz
		単機出力 2kW 以上 10kW 未満※				

※発電機能を備えたガスエンジン（空調を主目的としたもの）を除く

変更後（令和７年４月１日実施）

表Ⅱ－1　発電設備等の種別ごとの FRT 要件

発電設備等			電圧低下			周波数変動（運転継続）
			残電圧 20%以上（運転継続）	残電圧 20%未満（運転継続またはゲートブロック）	残電圧 52%以上・位相変化 41 度以下（運転継続）	50Hz 系統
単相	太陽光		・電圧低下継続時間 1.0 秒以下 ・電圧復帰後 0.1 秒以内に電圧低下前の出力の 80%以上の出力まで復帰	・電圧低下継続時間 1.0 秒以下 ・電圧復帰後 0.2 秒以内に電圧低下前の出力の 80%以上の出力まで復帰	・電圧低下継続時間 1.0 秒以下 ・電圧復帰後 0.1 秒以内に電圧低下前の出力の 80%以上の出力まで復帰	・ステップ状に＋0.8Hz,3 サイクル間継続 ・ランプ状の±2Hz/秒 (周波数上限)51.5Hz (周波数下限)47.5Hz
	風力		・電圧低下継続時間 1.0 秒以下 ・電圧復帰後 1.0 秒以内に電圧低下前の出力の 80%以上の出力まで復帰	・電圧低下継続時間 1.0 秒以下 ・電圧復帰後 1.0 秒以内に電圧低下前の出力の 80%以上の出力まで復帰	・電圧低下継続時間 1.0 秒以下 ・電圧復帰後 1.0 秒以内に電圧低下前の出力の 80%以上の出力まで復帰	・ステップ状に＋0.8Hz,3 サイクル間継続 ・ランプ状の±2Hz/秒 (周波数上限)51.5Hz (周波数下限)47.5Hz
	蓄電池		・電圧低下継続時間 1.0 秒以下 ・電圧復帰後 0.1 秒以内に電圧低下前の出力の 80%以上の出力まで復帰（逆電力リレーが設置される場合は出力電力特性と逆電力リレーの協調を図るため，0.4 秒以内の復帰としてもよい。）	・電圧低下継続時間 1.0 秒以下 ・電圧復帰後 1.0 秒以内に電圧低下前の出力の 80%以上の出力まで復帰	・電圧低下継続時間 1.0 秒以下 ・電圧復帰後 0.1 秒以内に電圧低下前の出力の 80%以上の出力まで復帰（逆電力リレーが設置される場合は出力電力特性と逆電力リレーの協調を図るため，0.4 秒以内の復帰としてもよい。）	・ステップ状に＋0.8Hz,3 サイクル間継続 ・ランプ状の±2Hz/秒 (周波数上限)51.5Hz (周波数下限)47.5Hz
	燃料電池		・電圧低下継続時間 0.3 秒以下 ・電圧復帰後 1.0 秒以内に電圧低下前の出力の 80%以上の出力まで復帰	・電圧低下継続時間 0.3 秒以下 ・電圧復帰後 1.0 秒以内に電圧低下前の出力の 80%以上の出力まで復帰	・電圧低下継続時間 0.3 秒以下 ・電圧復帰後 1.0 秒以内に電圧低下前の出力の 80%以上の出力まで復帰	・ステップ状に＋0.8Hz,3 サイクル間継続 ・ランプ状の±2Hz/秒 (周波数上限)51.5Hz (周波数下限)47.5Hz
	ガスエンジン	単機出力 2kW 未満	・電圧低下継続時間 0.3 秒以下 ・電圧復帰後 1.0 秒以内に電圧低下前の出力の 80%以上の出力まで復帰	・電圧低下継続時間 0.3 秒以下 ・電圧復帰後 1.0 秒以内に電圧低下前の出力の 80%以上の出力まで復帰	・電圧低下継続時間 0.3 秒以下 ・電圧復帰後 1.0 秒以内に電圧低下前の出力の 80%以上の出力まで復帰	・ステップ状に＋0.8Hz,3 サイクル間継続 ・ランプ状の±2Hz/秒 (周波数上限)51.5Hz (周波数下限)47.5Hz
		単機出力 2kW 以上 10kW 未満※				

※発電機能を備えたガスエンジン（空調を主目的としたもの）を除く

変更前（令和６年 10 月１日実施）

発電設備等			電圧低下			周波数変動（運転継続）
			残電圧 20%以上（運転継続）	残電圧 20%未満（運転継続またはゲートブロック）	残電圧 52%以上・位相変化 41 度以下（運転継続）	50Hz 系統
単相	複数直流入力システム	太陽光＋蓄電池	・電圧低下継続時間 1.0 秒以下 ・電圧復帰後 0.1 秒以内に電圧低下前の出力の 80%以上の出力まで復帰（逆電力リレーが設置される場合は出力電力特性と逆電力リレーの協調を図るため，0.4 秒以内の復帰としてもよい。また，負荷追従制御〔構内の負荷電力に応じて出力制御〕状態にて復帰動作する場合は，出力復帰中の過渡的な逆潮流による蓄電池動作の停止を防止するため，0.4 秒以内としてもよい。）	・電圧低下継続時間 1.0 秒以下 ・電圧復帰後 1.0 秒以内に電圧低下前の出力の 80%以上の出力まで復帰	・電圧低下継続時間 1.0 秒以下 ・電圧復帰後 0.1 秒以内に電圧低下前の出力の 80%以上の出力まで復帰（逆電力リレーが設置される場合は出力電力特性と逆電力リレーの協調を図るため，0.4 秒以内の復帰としてもよい。また，負荷追従制御〔構内の負荷電力に応じて出力制御〕状態にて復帰動作する場合は，出力復帰中の過渡的な逆潮流による蓄電池動作の停止を防止するため，0.4 秒以内としてもよい。）	・ステップ状に＋0.8Hz,3 サイクル間継続 ・ランプ状の±2Hz/秒 (周波数上限)51.5Hz (周波数下限)47.5Hz
		燃料電池＋蓄電池 ガスエンジン＋蓄電池	・電圧低下継続時間 0.3 秒以下 ・電圧復帰後 1.0 秒以内に電圧低下前の出力の 80%以上の出力まで復帰	・電圧低下継続時間 0.3 秒以下 ・電圧復帰後 1.0 秒以内に電圧低下前の出力の 80%以上の出力まで復帰	・電圧低下継続時間 0.3 秒以下 ・電圧復帰後 1.0 秒以内に電圧低下前の出力の 80%以上の出力まで復帰	・ステップ状に＋0.8Hz,3 サイクル間継続 ・ランプ状の±2Hz/秒 (周波数上限)51.5Hz (周波数下限)47.5Hz
三相	太陽光 蓄電池 燃料電池 ガスエンジン		高圧三相に準ずる	高圧三相に準ずる	高圧三相に準ずる	高圧三相に準ずる
	風力		・電圧低下継続時間 0.3 秒以下 ・電圧復帰後 1.0 秒以内に電圧低下前の出力の 80%以上の出力まで復帰	・電圧低下継続時間 0.3 秒以下 ・電圧復帰後 1.0 秒以内に電圧低下前の出力の 80%以上の出力まで復帰	・電圧低下継続時間 0.3 秒以下 ・電圧復帰後 1.0 秒以内に電圧低下前の出力の 80%以上の出力まで復帰	・ステップ状に＋0.8Hz,3 サイクル間継続 ・ランプ状の±2Hz/秒 (周波数上限)51.5Hz (周波数下限)47.5Hz

変更後（令和７年４月１日実施）

発電設備等			電圧低下			周波数変動（運転継続）
			残電圧 20%以上（運転継続）	残電圧 20%未満（運転継続またはゲートブロック）	残電圧 52%以上・位相変化 41 度以下（運転継続）	50Hz 系統
単相	複数直流入力システム	太陽光＋蓄電池	・電圧低下継続時間 1.0 秒以下 ・電圧復帰後 0.1 秒以内に電圧低下前の出力の 80%以上の出力まで復帰（逆電力リレーが設置される場合は出力電力特性と逆電力リレーの協調を図るため，0.4 秒以内の復帰としてもよい。また，負荷追従制御〔構内の負荷電力に応じて出力制御〕状態にて復帰動作する場合は，出力復帰中の過渡的な逆潮流による蓄電池動作の停止を防止するため，0.4 秒以内としてもよい。）	・電圧低下継続時間 1.0 秒以下 ・電圧復帰後 1.0 秒以内に電圧低下前の出力の 80%以上の出力まで復帰	・電圧低下継続時間 1.0 秒以下 ・電圧復帰後 0.1 秒以内に電圧低下前の出力の 80%以上の出力まで復帰（逆電力リレーが設置される場合は出力電力特性と逆電力リレーの協調を図るため，0.4 秒以内の復帰としてもよい。また，負荷追従制御〔構内の負荷電力に応じて出力制御〕状態にて復帰動作する場合は，出力復帰中の過渡的な逆潮流による蓄電池動作の停止を防止するため，0.4 秒以内としてもよい。）	・ステップ状に＋0.8Hz,3 サイクル間継続 ・ランプ状の±2Hz/秒 (周波数上限)51.5Hz (周波数下限)47.5Hz
		燃料電池＋蓄電池 ガスエンジン＋蓄電池	・電圧低下継続時間 0.3 秒以下 ・電圧復帰後 1.0 秒以内に電圧低下前の出力の 80%以上の出力まで復帰	・電圧低下継続時間 0.3 秒以下 ・電圧復帰後 1.0 秒以内に電圧低下前の出力の 80%以上の出力まで復帰	・電圧低下継続時間 0.3 秒以下 ・電圧復帰後 1.0 秒以内に電圧低下前の出力の 80%以上の出力まで復帰	・ステップ状に＋0.8Hz,3 サイクル間継続 ・ランプ状の±2Hz/秒 (周波数上限)51.5Hz (周波数下限)47.5Hz
三相	太陽光 蓄電池 燃料電池 ガスエンジン		高圧三相に準ずる	高圧三相に準ずる	高圧三相に準ずる	高圧三相に準ずる
	風力		・電圧低下継続時間 0.3 秒以下 ・電圧復帰後 1.0 秒以内に電圧低下前の出力の 80%以上の出力まで復帰	・電圧低下継続時間 0.3 秒以下 ・電圧復帰後 1.0 秒以内に電圧低下前の出力の 80%以上の出力まで復帰	・電圧低下継続時間 0.3 秒以下 ・電圧復帰後 1.0 秒以内に電圧低下前の出力の 80%以上の出力まで復帰	・ステップ状に＋0.8Hz,3 サイクル間継続 ・ランプ状の±2Hz/秒 (周波数上限)51.5Hz (周波数下限)47.5Hz

変更前（令和６年 10 月１日実施）

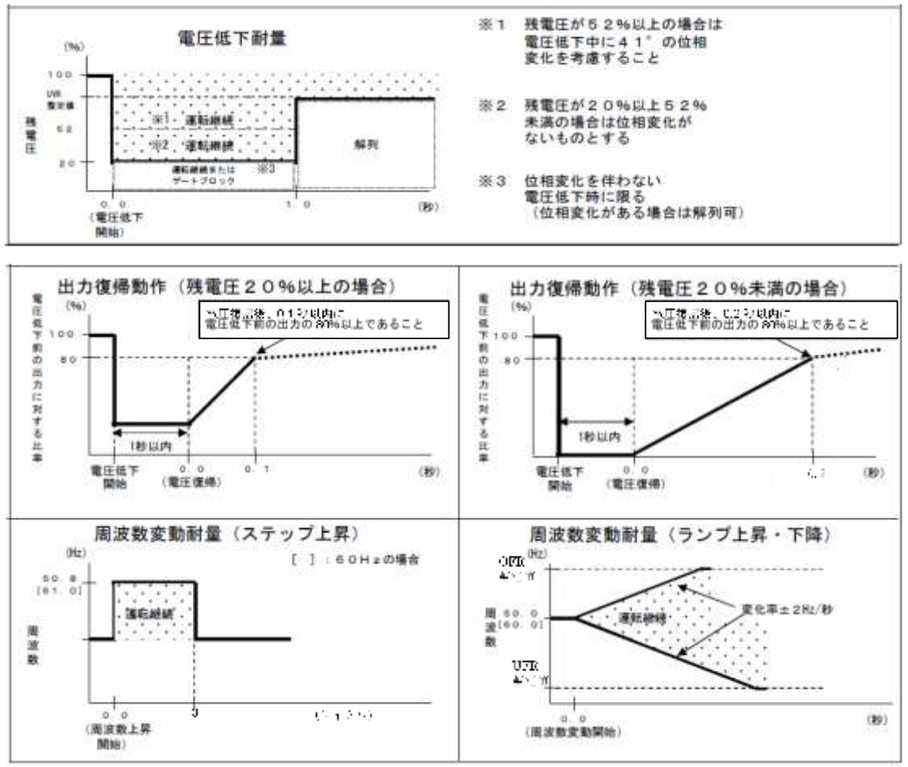

図Ⅱ－1　FRT 要件のイメージ（太陽光発電設備を例に記載）

11　保護装置の設置

(1)　発電設備等故障対策

発電設備等故障時の系統保護のため，次に示す保護リレーを設置していただきます。ただし，発電設備等自体の保護装置により，検出できる場合は省略できることといたします。

イ　発電設備等の発電電圧が異常に上昇した場合に，これを検出し時限をもって解列するための過電圧リレーを設置すること。

ロ　発電設備等の発電電圧が異常に低下した場合に，これを検出し時限をもって解列するための不足電圧リレーを設置すること。

(2)　系統側短絡事故対策

連系する系統における短絡事故時の保護のため，次に示す保護リレーを設置していただきます。

イ　同期発電機の場合は，連系する系統における短絡事故を検出し，発電設備を解列するための短絡方向リレーを設置すること。ただし，発電設備の故障対策用不足電圧リレーまたは過電流リレーにより，連系する系統の短絡事故が検出できる場合は，これにより代用できるものといたします。

ロ　誘導発電機，二次励磁発電機または逆変換装置を用いた発電設備等の場合は，連系する系統の短絡事故時に発電設備等の電圧低下を検出し，発電設備等を解列するための不足電圧リレーを設置すること。

変更後（令和７年４月１日実施）

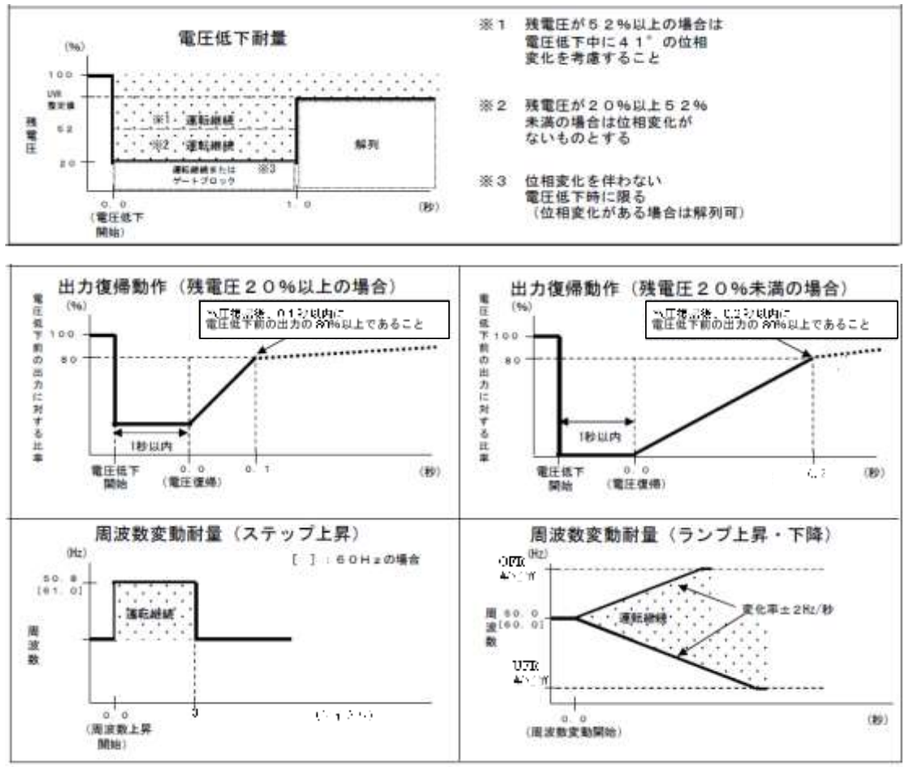

図Ⅱ－1　FRT 要件のイメージ（太陽光発電設備を例に記載）

11　保護装置の設置

(1)　発電設備等故障対策

発電設備等故障時の系統保護のため，次に示す保護リレーを設置していただきます。ただし，発電設備等自体の保護装置により，検出できる場合は省略できることといたします。

イ　発電設備等の発電電圧が異常に上昇した場合に，これを検出し時限をもって解列するための過電圧リレーを設置すること。

ロ　発電設備等の発電電圧が異常に低下した場合に，これを検出し時限をもって解列するための不足電圧リレーを設置すること。

(2)　系統側短絡事故対策

連系する系統における短絡事故時の保護のため，次に示す保護リレーを設置していただきます。

イ　同期発電機の場合は，連系する系統における短絡事故を検出し，発電設備を解列するための短絡方向リレーを設置すること。ただし，発電設備の故障対策用不足電圧リレーまたは過電流リレーにより，連系する系統の短絡事故が検出できる場合は，これにより代用できるものといたします。

ロ　誘導発電機，二次励磁発電機または逆変換装置を用いた発電設備等の場合は，連系する系統の短絡事故時に発電設備等の電圧低下を検出し，発電設備等を解列するための不足電圧リレーを設置すること。

変更前（令和６年 10 月１日実施）	変更後（令和７年４月１日実施）
(3)　高低圧混触事故対策 連系する系統の高低圧混触事故を検出し，発電設備等を解列するための受動的方式等の単独運転検出機能を有する装置等を設置していただきます。 (4)　構内設備故障対策 発電設備等構内の故障に対しては，24（保護装置等の設置）に準じた対策を実施していただきます。 (5)　単独運転防止対策 単独運転防止のため，過電圧リレー，不足電圧リレー，周波数上昇リレー，周波数低下リレーおよび次のすべての条件を満たす受動的方式と能動的方式を組み合わせた単独運転検出機能を有する装置を設置していただきます。 なお，単独運転検出機能の整定値例は，系統連系規程によるものといたします。 イ　連系する系統のインピーダンスや負荷状況等を考慮し，確実に単独運転を検出できること。 ロ　頻繁な不要解列を生じさせないこと。 ハ　能動信号は，系統への影響が実態上問題とならないこと。	(3)　高低圧混触事故対策 連系する系統の高低圧混触事故を検出し，発電設備等を解列するための受動的方式等の単独運転検出機能を有する装置等を設置していただきます。 (4)　構内設備故障対策 発電設備等構内の故障に対しては，25（保護装置等の設置）に準じた対策を実施していただきます。 (5)　単独運転防止対策 単独運転防止のため，過電圧リレー，不足電圧リレー，周波数上昇リレー，周波数低下リレーおよび次のすべての条件を満たす受動的方式と能動的方式を組み合わせた単独運転検出機能を有する装置を設置していただきます。 なお，単独運転検出機能の整定値例は，系統連系規程によるものといたします。 イ　連系する系統のインピーダンスや負荷状況等を考慮し，確実に単独運転を検出できること。 ロ　頻繁な不要解列を生じさせないこと。 ハ　能動信号は，系統への影響が実態上問題とならないこと。
12　保護装置の設置場所 保護リレーは，受電地点または故障の検出が可能な場所に設置していただきます。	**12　保護装置の設置場所** 保護リレーは，受電地点または故障の検出が可能な場所に設置していただきます。
13　解　列　箇　所 保護装置が動作した場合の解列箇所は，原則として，系統から発電設備等を解列することができる次のいずれかの箇所としていただきます。 なお，当社から解列箇所を指定させていただく場合があります。 (1)　機械的な解列箇所２箇所 (2)　機械的な解列箇所１箇所と逆変換装置のゲートブロック (3)　発電設備等連絡用遮断器	**13　解　列　箇　所** 保護装置が動作した場合の解列箇所は，原則として，系統から発電設備等を解列することができる次のいずれかの箇所としていただきます。 なお，当社から解列箇所を指定させていただく場合があります。 (1)　機械的な解列箇所２箇所 (2)　機械的な解列箇所１箇所と逆変換装置のゲートブロック (3)　発電設備等連絡用遮断器
14　保護リレーの設置相数 保護リレーの設置相数は，次のとおりとしていただきます。 (1)　過電圧リレーは，単相２線式においては１相，単相３線式および三相３線式については２相に設置すること。 なお，単相３線式では中性線と両電圧線間とすること。 (2)　不足電圧リレーおよび短絡方向リレーは，単相２線式においては１相，単相３線式においては２相，三相３線式については３相に設置すること。 なお，単相３線式では中性線と両電圧線間とすること。 (3)　周波数上昇リレー，周波数低下リレーおよび逆電力リレーは，１相に設置すること。 (4)　逆充電検出の場合は，次のとおりとする。 イ　不足電力リレーは，単相２線式においては１相，単相３線式においては２相，三相３線式については３相に設置すること。 なお，単相３線式では中性線と両電圧線間，三相３線式では単相負荷がなければ三相電力の合計とできます。	**14　保護リレーの設置相数** 保護リレーの設置相数は，次のとおりとしていただきます。 (1)　過電圧リレーは，単相２線式においては１相，単相３線式および三相３線式については２相に設置すること。 なお，単相３線式では中性線と両電圧線間とすること。 (2)　不足電圧リレーおよび短絡方向リレーは，単相２線式においては１相，単相３線式においては２相，三相３線式については３相に設置すること。 なお，単相３線式では中性線と両電圧線間とすること。 (3)　周波数上昇リレー，周波数低下リレーおよび逆電力リレーは，１相に設置すること。 (4)　逆充電検出の場合は，次のとおりとする。 イ　不足電力リレーは，単相２線式においては１相，単相３線式においては２相，三相３線式については３相に設置すること。 なお，単相３線式では中性線と両電圧線間，三相３線式では単相負荷がなければ三相電力の合計とできます。

変更前（令和６年 10 月１日実施）	変更後（令和７年４月１日実施）
ロ　不足電圧リレーは，単相２線式においては１相，単相３線式および三相３線式については２相に設置すること。 なお，単相３線式では中性線と両電圧線間とすること。	ロ　不足電圧リレーは，単相２線式においては１相，単相３線式および三相３線式については２相に設置すること。 なお，単相３線式では中性線と両電圧線間とすること。
	15　発電機運転制御装置の付加 周波数調整のための出力低下防止機能として，火力発電設備およびコージェネレーション（ガスタービン・ガスエンジンを採用したコージェネレーションを除きます。）は，周波数 48.5Hz までは発電機出力を低下しない，周波数 48.5Hz 以下については，1Hz 低下するごとに 5%以内の出力低下に抑える，または，一度出力低下しても回復する機能もしくは装置を具備していただきます。 なお，周波数変動に鋭敏な負荷設備や，構内設備（発電用所内電源を除きます。）への電源供給維持のため，自立運転に移行する必要がある自家用発電設備等については，対策内容を協議させていただきます。
15　接　地　方　式 接地方式は，連系する系統に適合した方式としていただきます。	16　接　地　方　式 接地方式は，連系する系統に適合した方式としていただきます。
16　直流流出防止変圧器の設置 逆変換装置を用いて発電設備等を連系する場合は，逆変換装置から直流が系統へ流出することを防止するために，受電地点と逆変換装置との間に変圧器（単巻変圧器を除きます。）を設置していただきます。 なお，設置する変圧器は，直流流出防止専用とする必要はありません。また，次のすべての条件を満たす場合は，変圧器の設置を省略することができます。 (1)　逆変換装置の交流出力側で直流を検出し，交流出力を停止する機能を有すること。 (2)　逆変換装置の直流回路が非接地であること，または逆変換装置に高周波変圧器を用いていること。	17　直流流出防止変圧器の設置 逆変換装置を用いて発電設備等を連系する場合は，逆変換装置から直流が系統へ流出することを防止するために，受電地点と逆変換装置との間に変圧器（単巻変圧器を除きます。）を設置していただきます。 なお，設置する変圧器は，直流流出防止専用とする必要はありません。また，次のすべての条件を満たす場合は，変圧器の設置を省略することができます。 (1)　逆変換装置の交流出力側で直流を検出し，交流出力を停止する機能を有すること。 (2)　逆変換装置の直流回路が非接地であること，または逆変換装置に高周波変圧器を用いていること。
17　電　圧　変　動 (1)　常時電圧変動対策 連系する系統における低圧需要家の電圧を適正値（標準電圧 100V に対しては 101±6V，標準電圧 200V に対しては 202±20V）以内に維持する必要があるため，発電設備等の逆潮流により低圧需要家の電圧が適正値を逸脱するおそれがあるときは，進相無効電力制御機能または出力制御機能により自動的に電圧を調整する対策を行なっていただきます。 なお，これにより対応できない場合は，配電線増強等の対策を行ないます。	18　電　圧　変　動 (1)　常時電圧変動対策 連系する系統における低圧需要家の電圧を適正値（標準電圧 100V に対しては 101±6V，標準電圧 200V に対しては 202±20V）以内に維持する必要があります。なお，電圧規制点は構内負荷機器への影響を考慮し，原則として受電点とします。ただし，系統側の電圧が電圧上限値に近い場合，発電設備等からの逆潮流の制限により発電電力量が低下する場合は，当該発電設備等設置者以外の低圧需要家への供給電圧が適正値を逸脱するおそれがないことを条件として，電圧規制点を引込柱とします。発電設備等の逆潮流により低圧需要家の電圧が適正値を逸脱するおそれがあるときは，進相無効電力制御機能または出力制御機能により自動的に電圧を調整する対策を行なっていただきます。 なお，これにより対応できない場合は，配電線増強等の対策を行ないます。 また，発電設備等のパワーコンディショナーは逆潮流による電圧上昇を抑制する対策として，次に示す対策を行なっていただきます。 イ　発電設備等のパワーコンディショナーに，適正電圧範囲内で常に一定の力率（80%～100%〔1%刻み〕）で進相運転を行なう機能（力率一定制御）を有するものを用いること。 ロ　太陽光発電設備（複数直流入力の発電設備を含みます。）については，現時点における標準的な力率値 95%に設定すること。ただし，連系点の潮流が順潮流状態の時は，力率を 100%に制御してもよい。

変更前（令和６年 10 月１日実施）	変更後（令和７年４月１日実施）
	なお，高圧配電線等の系統状況により個別に力率値を指定する場合には，力率値を変更すること。
(2)　瞬時電圧変動対策 発電設備等の並解列時の瞬時電圧変動は常時電圧の 10%以内とし，次に示す対策を行なっていただきます。 イ　自励式の逆変換装置を用いた発電設備等の場合は，自動的に同期する機能を有するものを用いること。 ロ　他励式の逆変換装置を用いた発電設備等の場合で，並列時の瞬時電圧低下により系統の電圧が常時電圧から 10%をこえて逸脱するおそれがあるときには，限流リアクトル等を設置すること。 ハ　同期発電機の場合は，制動巻線付きのもの（制動巻線を有しているものと同等以上の乱調防止効果を有する制動巻線付きでない同期発電機を含みます。）とするとともに自動同期検定装置を設置すること。 ニ　二次励磁制御巻線形誘導発電機の場合は，自動同期検定機能を有するものを用いること。 ホ　誘導発電機の場合で，並列時の瞬時電圧低下により系統の電圧が常時電圧から 10%をこえて逸脱するおそれがあるときは，限流リアクトル等を設置すること。 なお，これにより対応できない場合には，同期発電機を用いる等の対策を行なうこと。 ヘ　発電設備等の出力変動や頻繁な並解列が問題となる場合は，出力変動の抑制や並解列の頻度を低減する対策を行なうこと。	(2)　瞬時電圧変動対策 発電設備等の並解列時の瞬時電圧変動は常時電圧の 10%以内とし，次に示す対策を行なっていただきます。 イ　自励式の逆変換装置を用いた発電設備等の場合は，自動的に同期する機能を有するものを用いること。 ロ　他励式の逆変換装置を用いた発電設備等の場合で，並列時の瞬時電圧低下により系統の電圧が常時電圧から 10%をこえて逸脱するおそれがあるときには，限流リアクトル等を設置すること。 ハ　同期発電機の場合は，制動巻線付きのもの（制動巻線を有しているものと同等以上の乱調防止効果を有する制動巻線付きでない同期発電機を含みます。）とするとともに自動同期検定装置を設置すること。 ニ　二次励磁制御巻線形誘導発電機の場合は，自動同期検定機能を有するものを用いること。 ホ　誘導発電機の場合で，並列時の瞬時電圧低下により系統の電圧が常時電圧から 10%をこえて逸脱するおそれがあるときは，限流リアクトル等を設置すること。 なお，これにより対応できない場合には，同期発電機を用いる等の対策を行なうこと。 ヘ　発電設備等の出力変動や頻繁な並解列が問題となる場合は，出力変動の抑制や並解列の頻度を低減する対策を行なうこと。
(3)　電圧フリッカ対策 発電設備等を設置する場合で，発電設備等の頻繁な並解列や出力変動，単独運転検出機能（能動的方式）による電圧フリッカにより適正値を逸脱するおそれがあるときは，次に示す電圧フリッカ対策等を行なっていただきます。 イ　風力発電設備等の頻繁な並解列により電圧フリッカが適正値を逸脱するおそれがあるときには，静止型無効電力補償装置（以下，「SVC」といいます。）の設置やサイリスタ等によるソフトスタート機能を有する装置の設置，配電線の太線化等による系統インピーダンスの低減等の対策を行なうこと。なお，これにより対応できない場合には，配電線の増強等を行なうか，専用線による連系とすること。 ロ　風力発電設備等の出力変動により電圧フリッカが適正値を逸脱するおそれがあるときには，SVC 等の設置や配電線の太線化等による系統インピーダンスの低減等の対策を行なうこと。なお，これにより対応できない場合には，配電線の増強等を行なうか，専用線による連系とすること。 ハ　単独運転検出機能（能動的方式）による電圧フリッカにより適正値を逸脱するおそれがあるとき（新型能動的方式を具備する場合等）は，無効電力発振の予兆を検出して無効電力の注入を一時的に停止する機能を有する装置の設置等の対策を行なうこと。 また，単独運転検出機能（能動的方式）による電圧フリッカにより，系統運用に支障が発生した場合または発生するおそれがある場合には，発電設備等設置者は，当社と協議のうえ，単独運転検出に影響のない範囲で，周波数フィードバックゲインや無効電力の注入量の上下限値の変更等により，配電線に注入する無効電力の注入量を低減する等の対策を講じること。 なお，ソフトウェア改修不可等で対応できない場合については，機器取替や対応時期等を含めて個別協議とすること。 ［対策要否の判定基準例］ 受電点における電圧フリッカレベル（ΔV_{10}）を 0.45V 以下（当該設備のみの場合は，0.23V 以下）に維持する。	(3)　電圧フリッカ対策 発電設備等を設置する場合で，発電設備等の頻繁な並解列や出力変動，単独運転検出機能（能動的方式）による電圧フリッカにより適正値を逸脱するおそれがあるときは，次に示す電圧フリッカ対策等を行なっていただきます。 イ　風力発電設備等の頻繁な並解列により電圧フリッカが適正値を逸脱するおそれがあるときには，静止型無効電力補償装置（以下，「SVC」といいます。）の設置やサイリスタ等によるソフトスタート機能を有する装置の設置，配電線の太線化等による系統インピーダンスの低減等の対策を行なうこと。 なお，これにより対応できない場合には，配電線の増強等を行なうか，専用線による連系とすること。 ロ　風力発電設備等の出力変動により電圧フリッカが適正値を逸脱するおそれがあるときには，SVC 等の設置や配電線の太線化等による系統インピーダンスの低減等の対策を行なうこと。 なお，これにより対応できない場合には，配電線の増強等を行なうか，専用線による連系とすること。 ハ　単独運転検出機能（能動的方式）による電圧フリッカにより適正値を逸脱するおそれがあるとき（新型能動的方式を具備する場合等）は，発生する電圧フリッカの電圧変動周期にかかわらず無効電力発振の予兆を検出して無効電力の注入を一時的に停止する機能を有する装置の設置等の対策を行なうこと。 また，単独運転検出機能（能動的方式）による電圧フリッカにより，系統運用に支障が発生した場合または発生するおそれがある場合には，発電設備等設置者は，当社と協議のうえ，単独運転検出に影響のない範囲で，周波数フィードバックゲインや無効電力の注入量の上下限値の変更等により，配電線に注入する無効電力の注入量を低減する等の対策を講じること。 なお，ソフトウェア改修不可等で対応できない場合については，機器取替や対応時期等を含めて個別協議とすること。 ［対策要否の判定基準例］ 受電点における電圧フリッカレベル（ΔV_{10}）を 0.45V 以下（当該設備のみの場合は，0.23V 以下）に維持する。

変更前（令和６年 10 月１日実施）	変更後（令和７年４月１日実施）
18　短　絡　容　量 発電設備等の連系により系統の短絡容量が他者の遮断器の遮断容量等を上回るおそれがある場合は，短絡電流を制限する装置（限流リアクトル等）を設置していただきます。	19　短　絡　容　量 発電設備等の連系により系統の短絡容量が他者の遮断器の遮断容量等を上回るおそれがある場合は，短絡電流を制限する装置（限流リアクトル等）を設置していただきます。
19　過電流引き外し素子を有する遮断器の設置 単相 3 線式の電気方式に連系する場合であって，負荷の不平衡と発電設備等の逆潮流により中性線に負荷線以上の過電流が生じるおそれがあるときは，発電設備等および負荷設備等の並列点よりも系統側に，3 極に過電流引き外し素子を有する遮断器を設置していただきます。	20　過電流引き外し素子を有する遮断器の設置 単相 3 線式の電気方式に連系する場合であって，負荷の不平衡と発電設備等の逆潮流により中性線に負荷線以上の過電流が生じるおそれがあるときは，発電設備等および負荷設備等の並列点よりも系統側に，3 極に過電流引き外し素子を有する遮断器を設置していただきます。
20　発電設備等の種類 逆潮流ありの連系とすることができる発電設備等は，逆変換装置を用いた発電設備等に限ります。ただし，逆変換装置を用いない場合でも，逆変換装置を用いた連系の場合と同等の単独運転検出および解列ができ，他の需要家へ影響を及ぼすおそれがない場合に限り，逆潮流ありの連系とすることができます。	21　発電設備等の種類 逆潮流ありの連系とすることができる発電設備等は，逆変換装置を用いた発電設備等に限ります。ただし，逆変換装置を用いない場合でも，逆変換装置を用いた連系の場合と同等の単独運転検出および解列ができ，他の需要家へ影響を及ぼすおそれがない場合に限り，逆潮流ありの連系とすることができます。
21　サイバーセキュリティ対策 自家用電気工作物（発電事業の用に供するものおよび小規模事業用電気工作物を除く。）に係る遠隔監視システムおよび制御システムは，自家用電気工作物に係るサイバーセキュリティの確保に関するガイドラインに準拠した対策を講じていただきます。 上記以外の発電設備等については，サイバー攻撃による発電設備等の異常動作を防止し，または発電設備等がサイバー攻撃を受けた場合にすみやかな異常の除去，影響範囲の局限化等を行なうために次のとおり，適切なサイバーセキュリティ対策を講じていただきます。 (1)　外部ネットワークや他ネットワークを通じた発電設備等の制御に係るシステムへの影響を最小化するための対策を講じること。 (2)　発電設備等の制御に係るシステムには，マルウェアの侵入防止対策を講じること。 (3)　発電者と当社との間で迅速かつ的確な情報連絡を行ない，すみやかに必要な措置を講じる必要があるため，発電設備等に関し，セキュリティ管理責任者を設置するとともに，氏名および一般加入電話番号または携帯電話番号を通知すること。	22　サイバーセキュリティ対策 自家用電気工作物（発電事業の用に供するものおよび小規模事業用電気工作物を除きます。）に係る遠隔監視システムおよび制御システムは，自家用電気工作物に係るサイバーセキュリティの確保に関するガイドラインに準拠した対策を講じていただきます。 上記以外の発電設備等については，サイバー攻撃による発電設備等の異常動作を防止し，または発電設備等がサイバー攻撃を受けた場合にすみやかな異常の除去，影響範囲の局限化等を行なうために次のとおり，適切なサイバーセキュリティ対策を講じていただきます。 (1)　外部ネットワークや他ネットワークを通じた発電設備等の制御に係るシステムへの影響を最小化するための対策を講じること。 (2)　発電設備等の制御に係るシステムには，マルウェアの侵入防止対策を講じること。 (3)　発電者と当社との間で迅速かつ的確な情報連絡を行ない，すみやかに必要な措置を講じる必要があるため，発電設備等に関し，セキュリティ管理責任者を設置するとともに，氏名および一般加入電話番号または携帯電話番号を通知すること。
22　発 電 機 諸 元 当社の求めに応じて，表Ⅱ－2（当社の求めに応じて提出していただく発電機諸元）の諸元を提出していただきます。 なお，第三者認証機関発行の認証証明書による提供も可能といたします。	23　発 電 機 諸 元 当社の求めに応じて，表Ⅱ－2（当社の求めに応じて提出していただく発電機諸元）の諸元を提出していただきます。 なお，第三者認証機関発行の認証証明書による提供も可能といたします。

変更前（令和６年 10 月１日実施）

表Ⅱ－2　当社の求めに応じて提出していただく発電機諸元

電源種	設　備	諸　元
共　通	発電プラント	定格（定格容量，定格出力，台数，定格電圧）
		力率（定格，運転可能範囲）
		単線結線図，系統並解列箇所
	構内設備	高調波発生機器と高調波対策資料
		電圧フリッカの発生源と対策設備資料
	保護装置	設置要素
		設置場所
		設置相数
		解列箇所
		整定範囲
		整定値
		シーケンスブロック
逆変換装置	発電プラント制御装置	メーカ，型式
		単独運転検出方式，整定値
		逆変換装置の容量
		FRT 要件の適用有無
風　力	発電プラント制御装置	蓄電池，ウィンドファームコントローラーの有無
蓄電池	発電プラント	蓄電容量

また，必要に応じて，記載されていない諸元等，最新の諸元等を提供していただくことがあります。

Ⅱ-2　需要設備の連系に必要な技術要件

23　力　　率

(1)　需要者の供給地点における力率は，原則として，電灯契約の適用を受ける供給地点については 90%以上，その他の供給地点については 85%以上に保持していただきます。

(2)　進相用コンデンサを取り付ける場合は，それぞれの電気機器ごとに取り付けていただきます。ただし，やむをえない事情によって，２以上の電気機器に対して一括して取り付ける場合は，進相用コンデンサの開放に

変更後（令和７年４月１日実施）

表Ⅱ－2　当社の求めに応じて提出していただく発電機諸元

電源種	設　備	諸　元
共　通	発電プラント	定格（定格容量，定格出力，台数，定格電圧）
		力率（定格，運転可能範囲）
		単線結線図，系統並解列箇所
	構内設備	高調波発生機器と高調波対策資料
		電圧フリッカの発生源と対策設備資料
	保護装置	設置要素
		設置場所
		設置相数
		解列箇所
		整定範囲
		整定値
		シーケンスブロック
逆変換装置	発電プラント制御装置	メーカ，型式
		単独運転検出方式，整定値
		逆変換装置の容量
		FRT 要件の適用有無
風　力	発電プラント制御装置	蓄電池，ウィンドファームコントローラーの有無
蓄電池	発電プラント	蓄電容量

また，必要に応じて，記載されていない諸元等，最新の諸元等を提供していただくことがあります。

Ⅱ-2　需要設備の連系に必要な技術要件

24　力　　率

(1)　需要者の供給地点における力率は，原則として，電灯契約の適用を受ける供給地点については 90%以上，その他の供給地点については 85%以上に保持していただきます。

(2)　進相用コンデンサを取り付ける場合は，それぞれの電気機器ごとに取り付けていただきます。ただし，やむをえない事情によって，２以上の電気機器に対して一括して取り付ける場合は，進相用コンデンサの開放に

変更前（令和６年 10 月１日実施）	変更後（令和７年４月１日実施）
より，軽負荷時の力率が進み力率とならないようにしていただきます。 　なお，進相用コンデンサは，託送供給等約款別表 13（進相用コンデンサ取付容量基準）を基準として取り付けていただきます。	より，軽負荷時の力率が進み力率とならないようにしていただきます。 　なお，進相用コンデンサは，託送供給等約款別表 13（進相用コンデンサ取付容量基準）を基準として取り付けていただきます。
24　保護装置等の設置	**25　保護装置等の設置**
(1)　需要設備構内の短絡故障および地絡故障保護用として，過電流保護機能付き漏電遮断器を設置していただきます。	(1)　需要設備構内の短絡故障および地絡故障保護用として，過電流保護機能付き漏電遮断器を設置していただきます。
(2)　需要者が，次の原因等で他者の電気の使用を妨害し，もしくは妨害するおそれがある場合，または当社もしくは他の電気事業者の電気工作物に支障を及ぼし，もしくは支障を及ぼすおそれがある場合には，必要な調整装置または保護装置を需要場所に施設していただく等の対策を講じていただきます。	(2)　需要者が，次の原因等で他者の電気の使用を妨害し，もしくは妨害するおそれがある場合，または当社もしくは他の電気事業者の電気工作物に支障を及ぼし，もしくは支障を及ぼすおそれがある場合には，必要な調整装置または保護装置を需要場所に施設していただく等の対策を講じていただきます。
イ　負荷の特性によって各相間の負荷が著しく平衡を欠く場合	イ　負荷の特性によって各相間の負荷が著しく平衡を欠く場合
ロ　負荷の特性によって電圧または周波数が著しく変動する場合	ロ　負荷の特性によって電圧または周波数が著しく変動する場合
ハ　負荷の特性によって波形に著しいひずみを生ずる場合	ハ　負荷の特性によって波形に著しいひずみを生ずる場合
ニ　著しい高周波または高調波を発生する場合	ニ　著しい高周波または高調波を発生する場合
ホ　その他イ，ロ，ハまたはニに準ずる場合	ホ　その他イ，ロ，ハまたはニに準ずる場合

変更前（令和６年 10 月１日実施）	変更後（令和７年４月１日実施）
Ⅲ　高圧配電系統との連系に必要な技術要件	**Ⅲ　高圧配電系統との連系に必要な技術要件**
発電設備等および需要設備を，当社の高圧配電系統（以下，Ⅲ〔高圧配電系統との連系に必要な技術要件〕において，「系統」といいます。）に連系する場合は，法令等で定める技術基準に加え，以下の項目について遵守していただきます。	発電設備等および需要設備を，当社の高圧配電系統（以下，Ⅲ〔高圧配電系統との連系に必要な技術要件〕において，「系統」といいます。）に連系する場合は，法令等で定める技術基準に加え，以下の項目について遵守していただきます。
Ⅲ－1　発電設備等の連系に必要な技術要件	**Ⅲ－1　発電設備等の連系に必要な技術要件**
25　**電　気　方　式** 発電設備等の電気方式は，最大使用電力に比べ発電設備等の容量が非常に小さく，相間の不平衡による影響が実態上問題とならない場合を除き，連系する系統の電気方式（交流三相３線式）と同一としていただきます。	26　**電　気　方　式** 発電設備等の電気方式は，最大使用電力に比べ発電設備等の容量が非常に小さく，相間の不平衡による影響が実態上問題とならない場合を除き，連系する系統の電気方式（交流三相３線式）と同一としていただきます。
26　**運転可能周波数** 発電設備等の連続運転可能周波数および運転可能周波数は，次のとおりとしていただきます。 (1)　連続運転可能周波数は，48.5Hz をこえ 50.5Hz 以下 (2)　運転可能周波数は，47.5Hz 以上 51.5Hz 以下 なお，周波数低下時の運転継続時間は，48.5Hz では 10 分程度以上，48.0Hz では１分程度以上としていただきます。また，周波数低下リレーの整定値は，原則として，FRT 要件の適用を受ける発電設備等は 47.5Hz，それ以外は 48.5Hz とし，検出時限は自動再閉路時間と協調がとれる範囲の最大値としていただきます（協調がとれる範囲の最大値：２秒）。 ただし，逆変換装置を用いた発電設備等で FRT 要件非適用の設備については，これによらないものといたします。	27　**運転可能周波数・並列時許容周波数** (1)　運転可能周波数 発電設備等の連続運転可能周波数および運転可能周波数は，次のとおりとしていただきます。 イ　連続運転可能周波数は，48.5Hz をこえ 50.5Hz 以下 ロ　運転可能周波数は，47.5Hz 以上 51.5Hz 以下 なお，周波数低下時の運転継続時間は，48.5Hz では 10 分程度以上，48.0Hz では１分程度以上としていただきます。また，周波数低下リレーの整定値は，原則として，FRT 要件の適用を受ける発電設備等は 47.5Hz，それ以外は 48.5Hz とし，検出時限は自動再閉路時間と協調がとれる範囲の最大値としていただきます（協調がとれる範囲の最大値：２秒）。ただし，逆変換装置を用いた発電設備等で FRT 要件非適用の設備については，これによらないものといたします。 (2)　並列時許容周波数 系統周波数を適正値に維持する必要があるため，並列時の周波数は並列時許容周波数以内としていただきます。 なお，並列時許容周波数は，標準周波数＋0.1Hz 以下（設定可能範囲：標準周波数＋0.1～1.0Hz）とします。ただし，離島等系統固有の事由等により個別に協議させていただく場合があります。
27　**力　　率** 発電者の受電地点における力率は，連系する系統の電圧を適切に維持するため，原則として系統側からみて遅れ力率 85%以上とするとともに，進み力率とならないようにしていただきます。 なお，電圧上昇を防止するうえでやむをえない場合には，受電地点の力率を系統側からみて遅れ力率 80%まで制御できるものといたします。	28　**力　　率** 発電者の受電地点における力率は，連系する系統の電圧を適切に維持するため，原則として系統側からみて遅れ力率 85%以上とするとともに，進み力率とならないようにしていただきます。 なお，電圧上昇を防止するうえでやむをえない場合には，受電地点の力率を系統側からみて遅れ力率 80%まで制御できるものといたします。
28　**高　　調　　波** 逆変換装置（二次励磁発電機の系統側変換装置を含みます。）を用いた発電設備等を設置する場合は，逆変換装置本体（フィルターを含みます。）の高調波流出電流を総合電流歪率 5%以下，各次電流歪率 3%以下として	29　**高　　調　　波** 逆変換装置（二次励磁発電機の系統側変換装置を含みます。）を用いた発電設備等を設置する場合は，逆変換装置本体（フィルターを含みます。）の高調波流出電流を総合電流歪率 5%以下，各次電流歪率 3%以下として

変更前（令和６年 10 月１日実施）	変更後（令和７年４月１日実施）
いただきます。また，その他の高調波発生機器を用いた電気設備を設置する場合には，49（高調波）に準じた対策を実施していただきます。	いただきます。また，その他の高調波発生機器を用いた電気設備を設置する場合には，51（高調波）に準じた対策を実施していただきます。
29　需給バランス制約による発電設備等の出力の抑制 逆潮流のある発電設備等のうち，太陽光発電設備および風力発電設備ならびに蓄電池には，当社の求めに応じて，当社からの遠隔制御により 0%から 100%の範囲（1%刻み）で出力（自家消費分を除くことも可能）の抑制ができる機能を有する逆変換装置やその他必要な設備を設置する等の対策を実施していただきます。なお，ウィンドファームとしての運用がない風力発電所やウィンドファームコントローラーがない風力発電所については，技術的制約を踏まえ個別協議とさせていただきます。 逆潮流のある火力発電設備およびバイオマス発電設備（ただし，再生可能エネルギー特別措置法施行規則に定める地域資源バイオマス発電設備であって，燃料貯蔵や技術に由来する制約等により出力の抑制が困難なものを除きます。）は，発電出力を技術的に合理的な範囲で最大限抑制し，多くとも 50%以下に抑制するために必要な機能を具備していただきます。なお，停止による対応も可能とします。自家消費を主な目的とした発電設備等については，個別の事情を踏まえ対策の内容を協議させていただきます。	**30　需給バランス制約による発電設備等の出力の抑制** (1)　逆潮流のある発電設備等のうち，太陽光発電設備および風力発電設備ならびに蓄電池には，当社の求めに応じて，当社からの遠隔制御により 0%から 100%の範囲（1%刻み）で出力（自家消費分を除くことも可能）の抑制ができる機能を有する逆変換装置やその他必要な設備を設置する等の対策を実施していただきます。 なお，ウィンドファームとしての運用がない風力発電所やウィンドファームコントローラーがない風力発電所については，技術的制約を踏まえ個別協議とさせていただきます。 (2)　逆潮流のある火力発電設備およびバイオマス発電設備（再生可能エネルギー特別措置法施行規則に定める地域資源バイオマス発電設備であって，燃料貯蔵や技術に由来する制約等により出力の抑制が困難なものを除きます。）は，発電出力を技術的に合理的な範囲で最大限抑制し，その最低出力を発電端の定格出力に対して，火力発電設備（混焼バイオマス発電設備を含みます。）については多くとも 30%以下，バイオマス発電設備については多くとも 50%以下に抑制するために必要な機能を具備していただきます。 なお，停止による対応も可能とします。 また，自家消費を主な目的とした発電設備等については，個別の事情を踏まえ対策の内容を協議させていただきます。実証設備の実証期間中の扱いについては，技術的制約を踏まえ個別に協議させていただき，実証期間終了後は，再協議させていただきます。
30　送電容量制約による発電設備等の出力の抑制 逆潮流のある発電設備等には，当社の求めに応じて，当社からの遠隔制御により，送電容量制約による出力の抑制ができる機能を有する装置やその他必要な装置を設置する等の対策を行なっていただきます。	**31　送電容量制約による発電設備等の出力の抑制** 逆潮流のある発電設備等には，当社の求めに応じて，当社からの遠隔制御により，送電容量制約による出力の抑制ができる機能を有する装置やその他必要な装置を設置する等の対策を行なっていただきます。
31　不要解列の防止 (1)　保 護 協 調 発電設備等の故障または系統の事故時に，事故の除去，事故範囲の局限化等を行なうために次の考え方にもとづいて，保護協調を図ることを目的に，適正な保護装置を設置していただきます。なお，構内設備の故障に対しては，51（保護装置等の設置）に準じた対策を実施していただきます。 イ　発電設備等の異常および故障に対しては，確実に検出・除去し，連系する系統に事故を波及させないために，発電設備等を即時に解列すること。 ロ　連系する系統の事故に対しては，迅速かつ確実に，発電設備等が解列すること。 ハ　上位系統事故時等，連系する系統の電源が喪失した場合にも発電設備等が高速に解列し，一般需要家を含むいかなる部分系統においても単独運転が生じないこと。 ニ　事故時の再閉路時に，発電設備等が連系する系統から確実に解列されていること。 ホ　連系する系統以外の事故時には，発電設備等は解列しないこと。 (2)　事故時運転継続 系統事故による広範囲の瞬時電圧低下や周波数変動等により，発電設備等の一斉解列や出力低下継続等が発生し，系統全体の電圧・周波数維持に大きな影響を与えることを防止するため，発電設備等の種別ごとに定められる FRT 要件を満たしていただきます。	**32　不要解列の防止** (1)　保 護 協 調 発電設備等の故障または系統の事故時に，事故の除去，事故範囲の局限化等を行なうために次の考え方にもとづいて，保護協調を図ることを目的に，適正な保護装置を設置していただきます。 なお，構内設備の故障に対しては，53（保護装置等の設置）に準じた対策を実施していただきます。 イ　発電設備等の異常および故障に対しては，確実に検出・除去し，連系する系統に事故を波及させないために，発電設備等を即時に解列すること。 ロ　連系する系統の事故に対しては，迅速かつ確実に，発電設備等が解列すること。 ハ　上位系統事故時等，連系する系統の電源が喪失した場合にも発電設備等が高速に解列し，一般需要家を含むいかなる部分系統においても単独運転が生じないこと。 ニ　事故時の再閉路時に，発電設備等が連系する系統から確実に解列されていること。 ホ　連系する系統以外の事故時には，発電設備等は解列しないこと。 (2)　事故時運転継続 系統事故による広範囲の瞬時電圧低下や周波数変動等により，発電設備等の一斉解列や出力低下継続等が発生し，系統全体の電圧・周波数維持に大きな影響を与えることを防止するため，発電設備等の種別ごとに定められる FRT 要件を満たしていただきます。

変更前（令和６年 10 月１日実施）	変更後（令和７年４月１日実施）
なお，満たすべき FRT 要件は表Ⅲ－1（発電設備等の種別ごとの FRT 要件）および図Ⅲ－1（FRT 要件のイメージ〔太陽光発電設備を例に記載〕）のとおりです。	なお，満たすべき FRT 要件は表Ⅲ－1（発電設備等の種別ごとの FRT 要件）および図Ⅲ－1（FRT 要件のイメージ〔太陽光発電設備を例に記載〕）のとおりです。

変更前（令和６年 10 月１日実施）

表Ⅲ－1　発電設備等の種別ごとの FRT 要件

発電設備等		電圧低下			周波数変動（運転継続）
		三相短絡を想定		二相短絡を想定	
		残電圧 20%以上（運転継続）	残電圧 20%未満（運転継続またはゲートブロック）	残電圧 52%以上・位相変化 41 度以下（運転継続）	50Hz 系統
単相	太陽光	低圧単相に準ずる	低圧単相に準ずる	低圧単相に準ずる	低圧単相に準ずる
	風力				
	蓄電池				
	燃料電池				
	ガスエンジン				
三相	太陽光	・電圧低下継続時間 0.3 秒以下 ・電圧復帰後 0.1 秒以内に電圧低下前の出力の 80%以上の出力まで復帰	・電圧低下継続時間 0.3 秒以下 ・電圧復帰後 0.2 秒以内に電圧低下前の出力の 80%以上の出力まで復帰	・電圧低下継続時間 0.3 秒以下 ・電圧復帰後 0.1 秒以内に電圧低下前の出力の 80%以上の出力まで復帰	・ステップ状に＋0.8Hz,3 サイクル間継続 ・ランプ状の±2Hz/秒 (周波数上限)51.5Hz (周波数下限)47.5Hz
	風力	残電圧 0%・継続時間 0.15 秒と残電圧 90%・継続時間 1.5 秒を結ぶ直線以上の残電圧がある電圧低下に対しては運転を継続し，電圧復帰後 1.0 秒以内に電圧低下前の出力の 80%以上の出力まで復帰			・ステップ状に＋0.8Hz,3 サイクル間継続 ・ランプ状の±2Hz/秒 (周波数上限)51.5Hz (周波数下限)47.5Hz
	蓄電池	・電圧低下継続時間 0.3 秒以下 ・電圧復帰後 0.1 秒以内に電圧低下前の出力の 80%以上の出力まで復帰（逆電力リレーが設置される場合は出力電力特性と逆電力リレーの協調を図るため，0.4 秒以内の復帰としてもよい。）	・電圧低下継続時間 0.3 秒以下 ・電圧復帰後 1.0 秒以内に電圧低下前の出力の 80%以上の出力まで復帰	・電圧低下継続時間 0.3 秒以下 ・電圧復帰後 0.1 秒以内に電圧低下前の出力の 80%以上の出力まで復帰（逆電力リレーが設置される場合は出力電力特性と逆電力リレーの協調を図るため，0.4 秒以内の復帰としてもよい。）	・ステップ状に＋0.8Hz,3 サイクル間継続 ・ランプ状の±2Hz/秒 (周波数上限)51.5Hz (周波数下限)47.5Hz
	燃料電池※	・電圧低下継続時間 0.3 秒以下 ・電圧復帰後 1.0 秒以内に電圧低下前の出力の 80%以上の出力まで復帰	・電圧低下継続時間 0.3 秒以下 ・電圧復帰後 1.0 秒以内に電圧低下前の出力の 80%以上の出力まで復帰	・電圧低下継続時間 0.3 秒以下 ・電圧復帰後 1.0 秒以内に電圧低下前の出力の 80%以上の出力まで復帰	・ステップ状に＋0.8Hz,3 サイクル間継続 ・ランプ状の±2Hz/秒 (周波数上限)51.5Hz (周波数下限)47.5Hz
	ガスエンジン（単機出力 35kW 以下）	・電圧低下継続時間 0.3 秒以下 ・電圧復帰後 1.0 秒以内に電圧低下前の出力の 80%以上の出力まで復帰	・電圧低下継続時間 0.3 秒以下 ・電圧復帰後 1.0 秒以内に電圧低下前の出力の 80%以上の出力まで復帰	・電圧低下継続時間 0.3 秒以下 ・電圧復帰後 1.0 秒以内に電圧低下前の出力の 80%以上の出力まで復帰	・ステップ状に＋0.8Hz,3 サイクル間継続 ・ランプ状の±2Hz/秒 (周波数上限)51.5Hz (周波数下限)47.5Hz

※燃料電池にマイクロガスタービンを組み合わせた発電設備は除く

変更後（令和７年４月１日実施）

表Ⅲ－1　発電設備等の種別ごとの FRT 要件

発電設備等		電圧低下			周波数変動（運転継続）
		三相短絡を想定		二相短絡を想定	
		残電圧 20%以上（運転継続）	残電圧 20%未満（運転継続またはゲートブロック）	残電圧 52%以上・位相変化 41 度以下（運転継続）	50Hz 系統
単相	太陽光	低圧単相に準ずる	低圧単相に準ずる	低圧単相に準ずる	低圧単相に準ずる
	風力				
	蓄電池				
	燃料電池				
	ガスエンジン				
三相	太陽光	・電圧低下継続時間 0.3 秒以下 ・電圧復帰後 0.1 秒以内に電圧低下前の出力の 80%以上の出力まで復帰	・電圧低下継続時間 0.3 秒以下 ・電圧復帰後 0.2 秒以内に電圧低下前の出力の 80%以上の出力まで復帰	・電圧低下継続時間 0.3 秒以下 ・電圧復帰後 0.1 秒以内に電圧低下前の出力の 80%以上の出力まで復帰	・ステップ状に＋0.8Hz,3 サイクル間継続 ・ランプ状の±2Hz/秒 (周波数上限)51.5Hz (周波数下限)47.5Hz
	風力	残電圧 0%・継続時間 0.15 秒と残電圧 90%・継続時間 1.5 秒を結ぶ直線以上の残電圧がある電圧低下に対しては運転を継続し，電圧復帰後 1.0 秒以内に電圧低下前の出力の 80%以上の出力まで復帰			・ステップ状に＋0.8Hz,3 サイクル間継続 ・ランプ状の±2Hz/秒 (周波数上限)51.5Hz (周波数下限)47.5Hz
	蓄電池	・電圧低下継続時間 0.3 秒以下 ・電圧復帰後 0.1 秒以内に電圧低下前の出力の 80%以上の出力まで復帰（逆電力リレーが設置される場合は出力電力特性と逆電力リレーの協調を図るため，0.4 秒以内の復帰としてもよい。）	・電圧低下継続時間 0.3 秒以下 ・電圧復帰後 1.0 秒以内に電圧低下前の出力の 80%以上の出力まで復帰	・電圧低下継続時間 0.3 秒以下 ・電圧復帰後 0.1 秒以内に電圧低下前の出力の 80%以上の出力まで復帰（逆電力リレーが設置される場合は出力電力特性と逆電力リレーの協調を図るため，0.4 秒以内の復帰としてもよい。）	・ステップ状に＋0.8Hz,3 サイクル間継続 ・ランプ状の±2Hz/秒 (周波数上限)51.5Hz (周波数下限)47.5Hz
	燃料電池※	・電圧低下継続時間 0.3 秒以下 ・電圧復帰後 1.0 秒以内に電圧低下前の出力の 80%以上の出力まで復帰	・電圧低下継続時間 0.3 秒以下 ・電圧復帰後 1.0 秒以内に電圧低下前の出力の 80%以上の出力まで復帰	・電圧低下継続時間 0.3 秒以下 ・電圧復帰後 1.0 秒以内に電圧低下前の出力の 80%以上の出力まで復帰	・ステップ状に＋0.8Hz,3 サイクル間継続 ・ランプ状の±2Hz/秒 (周波数上限)51.5Hz (周波数下限)47.5Hz
	ガスエンジン（単機出力 35kW 以下）	・電圧低下継続時間 0.3 秒以下 ・電圧復帰後 1.0 秒以内に電圧低下前の出力の 80%以上の出力まで復帰	・電圧低下継続時間 0.3 秒以下 ・電圧復帰後 1.0 秒以内に電圧低下前の出力の 80%以上の出力まで復帰	・電圧低下継続時間 0.3 秒以下 ・電圧復帰後 1.0 秒以内に電圧低下前の出力の 80%以上の出力まで復帰	・ステップ状に＋0.8Hz,3 サイクル間継続 ・ランプ状の±2Hz/秒 (周波数上限)51.5Hz (周波数下限)47.5Hz

※燃料電池にマイクロガスタービンを組み合わせた発電設備は除く

変更前（令和６年 10 月１日実施）	変更後（令和７年４月１日実施）

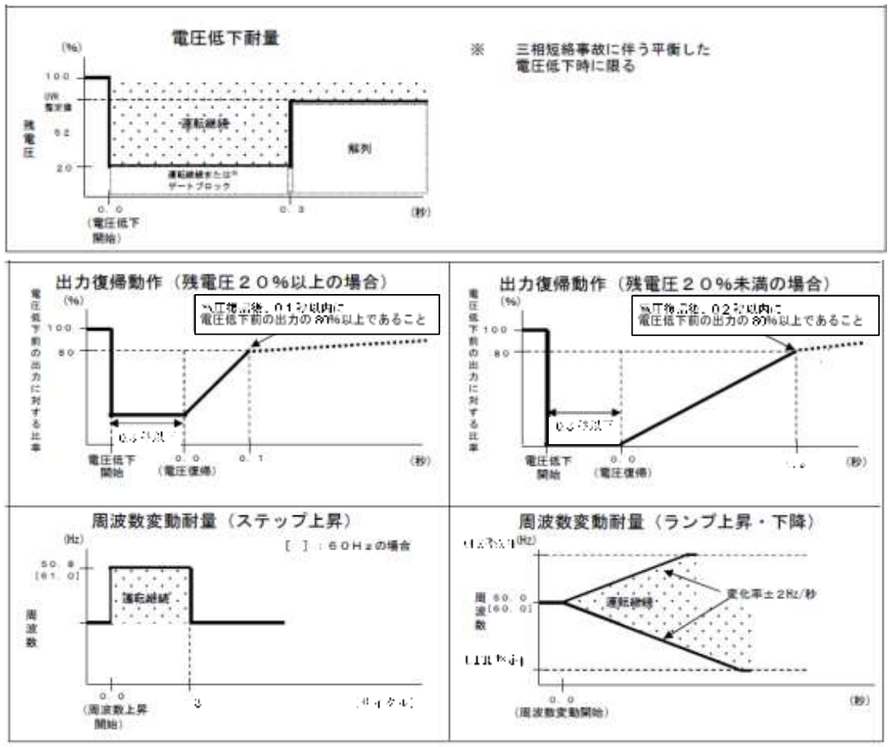

図Ⅲ－1　FRT 要件のイメージ（太陽光発電設備を例に記載）

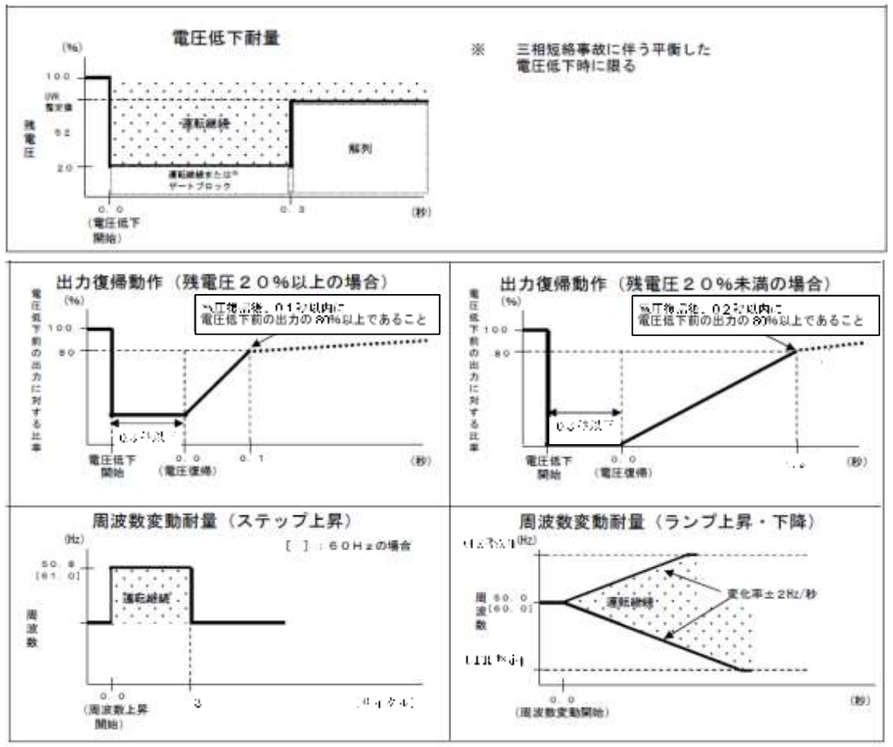

図Ⅲ－1　FRT 要件のイメージ（太陽光発電設備を例に記載）

32　保護装置の設置

(1)　発電設備等故障対策

発電設備等故障時の系統保護のため，次に示す保護リレーを設置していただきます。ただし，発電設備等自体の保護装置により，検出できる場合は省略できることといたします。

イ　発電設備等の発電電圧が異常に上昇した場合に，これを検出し時限をもって解列するための過電圧リレーを設置すること。

ロ　発電設備等の発電電圧が異常に低下した場合に，これを検出し時限をもって解列するための不足電圧リレーを設置すること。

(2)　系統側短絡事故対策

連系する系統における短絡事故時の保護のため，次に示す保護リレーを設置していただきます。

イ　同期発電機の場合は，連系する系統における短絡事故を検出し，発電設備を解列するための短絡方向リレーを設置すること。

ロ　誘導発電機，二次励磁発電機または逆変換装置を用いた発電設備等の場合は，連系する系統の短絡事故時に発電設備等の電圧低下を検出し，発電設備等を解列するための不足電圧リレーを設置すること。

(3)　系統側地絡事故対策

連系する系統における地絡事故時の保護のため，地絡過電圧リレーを設置していただきます。ただし，次

33　保護装置の設置

(1)　発電設備等故障対策

発電設備等故障時の系統保護のため，次に示す保護リレーを設置していただきます。ただし，発電設備等自体の保護装置により，検出できる場合は省略できることといたします。

イ　発電設備等の発電電圧が異常に上昇した場合に，これを検出し時限をもって解列するための過電圧リレーを設置すること。

ロ　発電設備等の発電電圧が異常に低下した場合に，これを検出し時限をもって解列するための不足電圧リレーを設置すること。

(2)　系統側短絡事故対策

連系する系統における短絡事故時の保護のため，次に示す保護リレーを設置していただきます。

イ　同期発電機の場合は，連系する系統における短絡事故を検出し，発電設備を解列するための短絡方向リレーを設置すること。

ロ　誘導発電機，二次励磁発電機または逆変換装置を用いた発電設備等の場合は，連系する系統の短絡事故時に発電設備等の電圧低下を検出し，発電設備等を解列するための不足電圧リレーを設置すること。

(3)　系統側地絡事故対策

連系する系統における地絡事故時の保護のため，地絡過電圧リレーを設置していただきます。ただし，次

変更前（令和６年 10 月１日実施）	変更後（令和７年４月１日実施）
のいずれかを満たす場合は，地絡過電圧リレーを省略できるものといたします。 イ　発電設備等の引出口にある地絡過電圧リレーにより系統側地絡事故が検出できる場合 ロ　逆変換装置を用いた発電設備等が構内低圧線に連系する場合であって，その出力容量が受電電力の容量に比べて極めて小さい場合 ハ　逆変換装置を用いた発電設備等が構内低圧線に連系する場合であって，その出力容量が 10kW 以下の場合	のいずれかを満たす場合は，地絡過電圧リレーを省略できるものといたします。 イ　発電設備等の引出口にある地絡過電圧リレーにより系統側地絡事故が検出できる場合 ロ　逆変換装置を用いた発電設備等が構内低圧線に連系する場合で，その出力容量が受電電力の容量に比べて極めて小さいとき。 ハ　逆変換装置を用いた発電設備等が構内低圧線に連系する場合で，その出力容量が 10kW 以下のとき。
(4)　構内設備故障対策 発電設備等構内の故障に対しては，51（保護装置等の設置）に準じた対策を実施していただきます。	(4)　構内設備故障対策 発電設備等構内の故障に対しては，53（保護装置等の設置）に準じた対策を実施していただきます。
(5)　逆潮流がある場合の単独運転防止対策 逆潮流がある場合，単独運転防止のため，発電設備等故障対策用の過電圧リレーおよび不足電圧リレーに加えて，周波数上昇リレーおよび周波数低下リレーを設置するとともに，転送遮断装置または次のすべての条件を満たす単独運転検出機能（能動的方式 1 方式以上を含みます。）を有する装置を設置していただきます。ただし，専用線の場合は，周波数上昇リレーを省略できるものといたします。 イ　連系する系統のインピーダンスや負荷状況等を考慮し，確実に単独運転を検出できること。 ロ　頻繁な不要解列を生じさせないこと。 ハ　能動信号は，系統への影響が実態上問題とならないこと。 また，単独運転検出機能の整定値例は，系統連系規程によるものといたします。	(5)　逆潮流がある場合の単独運転防止対策 逆潮流がある場合，単独運転防止のため，発電設備等故障対策用の過電圧リレーおよび不足電圧リレーに加えて，周波数上昇リレーおよび周波数低下リレーを設置するとともに，転送遮断装置または次のすべての条件を満たす単独運転検出機能（能動的方式 1 方式以上を含みます。）を有する装置を設置していただきます。ただし，専用線の場合は，周波数上昇リレーを省略できるものといたします。 イ　連系する系統のインピーダンスや負荷状況等を考慮し，確実に単独運転を検出できること。 ロ　頻繁な不要解列を生じさせないこと。 ハ　能動信号は，系統への影響が実態上問題とならないこと。 また，単独運転検出機能の整定値例は，系統連系規程によるものといたします。
(6)　逆潮流がない場合の単独運転防止対策 逆潮流がない場合，単独運転防止のため，逆電力リレーおよび周波数低下リレーを設置していただきます。ただし，専用線の場合であって，逆電力リレーまたは不足電力リレーにて単独運転を高速に検出できるときは，周波数低下リレーを省略できるものといたします。 なお，構内低圧線に連系する発電設備等において，その出力容量が受電電力の容量に比べて極めて小さく，単独運転検出機能（受動的方式および能動的方式それぞれ 1 方式以上を含みます。）を有する装置により高速に単独運転を検出し，発電設備等が停止または解列する場合は，逆電力リレーを省略できるものといたします。 また，単独運転検出機能の整定値例は，系統連系規程によるものといたします。	(6)　逆潮流がない場合の単独運転防止対策 逆潮流がない場合，単独運転防止のため，逆電力リレーおよび周波数低下リレーを設置していただきます。ただし，専用線の場合であって，逆電力リレーまたは不足電力リレーにて単独運転を高速に検出できるときは，周波数低下リレーを省略できるものといたします。 なお，構内低圧線に連系する発電設備等において，その出力容量が受電電力の容量に比べて極めて小さく，単独運転検出機能（受動的方式および能動的方式それぞれ 1 方式以上を含みます。）を有する装置により高速に単独運転を検出し，発電設備等が停止または解列する場合は，逆電力リレーを省略できるものといたします。 また，単独運転検出機能の整定値例は，系統連系規程によるものといたします。
33　保護装置の設置場所 保護リレーは，受電地点または故障の検出が可能な場所に設置していただきます。	**34　保護装置の設置場所** 保護リレーは，受電地点または故障の検出が可能な場所に設置していただきます。
34　解　列　箇　所 保護装置が動作した場合の解列箇所は，原則として，系統から発電設備等を解列することができる次のいずれかの箇所としていただきます。 なお，当社から解列箇所を指定させていただく場合があります。 (1)　受電用遮断器 (2)　発電設備等出力端遮断器またはこれと同等の機能を有する装置 (3)　発電設備等連絡用遮断器 (4)　母線連絡用遮断器 また，解列にあたっては，発電設備等を電路から機械的に切り離すことができ，かつ，電気的にも完全な絶縁状態を保持しなければならないため，原則として，半導体のみで構成された電子スイッチを遮断装置として	**35　解　列　箇　所** 保護装置が動作した場合の解列箇所は，原則として，系統から発電設備等を解列することができる次のいずれかの箇所としていただきます。 なお，当社から解列箇所を指定させていただく場合があります。 (1)　受電用遮断器 (2)　発電設備等出力端遮断器またはこれと同等の機能を有する装置 (3)　発電設備等連絡用遮断器 (4)　母線連絡用遮断器 また，解列にあたっては，発電設備等を電路から機械的に切り離すことができ，かつ，電気的にも完全な絶縁状態を保持しなければならないため，原則として，半導体のみで構成された電子スイッチを遮断装置として適

変更前（令和６年 10 月１日実施）	変更後（令和７年４月１日実施）
適用することはできません。	用することはできません。
35　保護リレーの設置相数 保護リレーの設置相数は次のとおりとしていただきます。 (1)　地絡過電圧リレーは零相回路に設置すること。 (2)　過電圧リレー，周波数上昇リレー，周波数低下リレーおよび逆電力リレーは１相設置とすること。 (3)　短絡方向リレーは３相設置とすること。ただし，連系する系統と協調を図ることができる場合には，２相設置とすることができるものといたします。 (4)　不足電圧リレーは３相設置とすること。ただし，短絡方向リレーと協調を図ることができる場合には，１相設置とすることができるものといたします。 (5)　不足電力リレーは２相設置とすること。	**36　保護リレーの設置相数** 保護リレーの設置相数は次のとおりとしていただきます。 (1)　地絡過電圧リレーは零相回路に設置すること。 (2)　過電圧リレー，周波数上昇リレー，周波数低下リレーおよび逆電力リレーは１相設置とすること。 (3)　短絡方向リレーは３相設置とすること。ただし，連系する系統と協調を図ることができる場合には，２相設置とすることができるものといたします。 (4)　不足電圧リレーは３相設置とすること。ただし，短絡方向リレーと協調を図ることができる場合には，１相設置とすることができるものといたします。 (5)　不足電力リレーは２相設置とすること。
36　自動負荷制限 発電設備等の脱落時等に連系する配電線や配電用変圧器等が過負荷になるおそれがある場合は，自動的に負荷を制限する対策を行なっていただきます。	**37　自動負荷制限** 発電設備等の脱落時等に連系する配電線や配電用変圧器等が過負荷になるおそれがある場合は，自動的に負荷を制限する対策を行なっていただきます。
37　線路無電圧確認装置の設置 発電設備等を連系する系統の再閉路時の事故防止のため，当該系統の配電用変電所の配電線引出口に線路無電圧確認装置を設置いたします。ただし，次のいずれかを満たす場合は，線路無電圧確認装置を省略できるものといたします。 (1)　専用線による連系であって，連系する系統の自動再閉路を必要としない場合 (2)　転送遮断装置および単独運転検出機能（能動的方式に限ります。）を有する装置を設置し，かつ，それぞれが別の遮断器により連系を遮断できる場合 (3)　２方式以上の単独運転検出機能（能動的方式１方式以上を含むものに限ります。）を有する装置を設置し，かつ，それぞれが別の遮断器により連系を遮断できる場合 (4)　単独運転検出機能（能動的方式に限ります。）を有する装置および整定値が発電設備等の運転中における配電線の最低負荷より小さい逆電力リレーを設置し，かつ，それぞれが別の遮断器により連系を遮断できる場合 (5)　逆潮流がない場合であり，かつ，系統との連系に係る保護リレー，計器用変流器，計器用変圧器，遮断器および制御用電源配線が２系列化されており，これらが互いにバックアップ可能となっている場合。ただし，２系列目の上記装置については，次のうちいずれか１方式以上を用いて簡素化を図ることができるものといたします。 イ　保護リレーの２系列目は，不足電力リレーのみとすることができるものといたします。 ロ　計器用変流器は，不足電力リレーを計器用変流器の末端に配置した場合，１系列目と２系列目を兼用できるものといたします。 ハ　計器用変圧器は，不足電圧リレーを計器用変圧器の末端に配置した場合，１系列目と２系列目を兼用できるものといたします。	**38　線路無電圧確認装置の設置** 発電設備等を連系する系統の再閉路時の事故防止のため，当該系統の配電用変電所の配電線引出口に線路無電圧確認装置を設置いたします。ただし，次のいずれかを満たす場合は，線路無電圧確認装置を省略できるものといたします。 (1)　専用線による連系であって，連系する系統の自動再閉路を必要としない場合 (2)　転送遮断装置および単独運転検出機能（能動的方式に限ります。）を有する装置を設置し，かつ，それぞれが別の遮断器により連系を遮断できる場合 (3)　２方式以上の単独運転検出機能（能動的方式１方式以上を含むものに限ります。）を有する装置を設置し，かつ，それぞれが別の遮断器により連系を遮断できる場合 (4)　単独運転検出機能（能動的方式に限ります。）を有する装置および整定値が発電設備等の運転中における配電線の最低負荷より小さい逆電力リレーを設置し，かつ，それぞれが別の遮断器により連系を遮断できる場合 (5)　逆潮流がない場合であり，かつ，系統との連系に係る保護リレー，計器用変流器，計器用変圧器，遮断器および制御用電源配線が２系列化されており，これらが互いにバックアップ可能となっている場合。ただし，２系列目の上記装置については，次のうちいずれか１方式以上を用いて簡素化を図ることができるものといたします。 イ　保護リレーの２系列目は，不足電力リレーのみとすることができるものといたします。 ロ　計器用変流器は，不足電力リレーを計器用変流器の末端に配置した場合，１系列目と２系列目を兼用できるものといたします。 ハ　計器用変圧器は，不足電圧リレーを計器用変圧器の末端に配置した場合，１系列目と２系列目を兼用できるものといたします。

変更前（令和６年 10 月１日実施）	変更後（令和７年４月１日実施）
	39　発電機運転制御装置の付加 周波数調整のための出力低下防止機能として，火力発電設備およびコージェネレーション（ガスタービン・ガスエンジンを採用したコージェネレーションを除きます。）は，周波数 48.5Hz までは発電機出力を低下しない，周波数 48.5Hz 以下については，1Hz 低下するごとに 5%以内の出力低下に抑える，または，一度出力低下しても回復する機能もしくは装置を具備していただきます。 なお，周波数変動に鋭敏な負荷設備や，構内設備（発電用所内電源を除きます。）への電源供給維持のため，自立運転に移行する必要がある自家用発電設備等については，対策内容を協議させていただきます。
38　接　地　方　式 接地方式は，連系する系統に適合した方式としていただきます。	**40　接　地　方　式** 接地方式は，連系する系統に適合した方式としていただきます。
39　直流流出防止変圧器の設置 逆変換装置を用いて発電設備等を連系する場合は，逆変換装置から直流が系統へ流出することを防止するために，受電地点と逆変換装置との間に変圧器（単巻変圧器を除きます。）を設置していただきます。 なお，設置する変圧器は，直流流出防止専用とする必要はありません。また，次のすべての条件を満たす場合は，変圧器の設置を省略することができます。 (1)　逆変換装置の交流出力側で直流を検出し，交流出力を停止する機能を有すること。 (2)　逆変換装置の直流回路が非接地であること，または逆変換装置に高周波変圧器を用いていること。	**41　直流流出防止変圧器の設置** 逆変換装置を用いて発電設備等を連系する場合は，逆変換装置から直流が系統へ流出することを防止するために，受電地点と逆変換装置との間に変圧器（単巻変圧器を除きます。）を設置していただきます。 なお，設置する変圧器は，直流流出防止専用とする必要はありません。また，次のすべての条件を満たす場合は，変圧器の設置を省略することができます。 (1)　逆変換装置の交流出力側で直流を検出し，交流出力を停止する機能を有すること。 (2)　逆変換装置の直流回路が非接地であること，または逆変換装置に高周波変圧器を用いていること。
40　電　圧　変　動 (1)　常時電圧変動対策 連系する系統における低圧需要家の電圧を適正値（標準電圧 100V に対しては 101±6V，標準電圧 200V に対しては 202±20V）以内に維持する必要があるため，発電設備等の解列による電圧低下や逆潮流による系統の電圧上昇等により適正値を逸脱するおそれがあるときは，次に示す電圧変動対策を行なっていただきます。 なお，これにより対応できない場合には，配電線新設による負荷分割等の配電線増強や専用線による連系を行なう等の対策を行ないます。 イ　発電設備等の脱落等により低圧需要家の電圧が適正値を逸脱するおそれがある場合には，自動的に負荷を制限すること。 ロ　発電設備等の逆潮流により低圧需要家の電圧が適正値を逸脱するおそれがある場合には，自動的に電圧を調整すること。	**42　電　圧　変　動** (1)　常時電圧変動対策 連系する系統における低圧需要家の電圧を適正値（標準電圧 100V に対しては 101±6V，標準電圧 200V に対しては 202±20V）以内に維持する必要があるため，発電設備等の解列による電圧低下や逆潮流による系統の電圧上昇等により適正値を逸脱するおそれがあるときは，次に示す電圧変動対策を行なっていただきます。 なお，これにより対応できない場合には，配電線新設による負荷分割等の配電線増強や専用線による連系を行なう等の対策を行ないます。 イ　発電設備等の脱落等により低圧需要家の電圧が適正値を逸脱するおそれがある場合には，自動的に負荷を制限する，または，適正な電圧が維持できる範囲まで自動的に負荷を制限する自動負荷遮断装置を設置すること。 ロ　発電設備等の逆潮流により低圧需要家の電圧が適正値を逸脱するおそれがある場合には，自動的に電圧を調整すること。 また，受電点および発電端の力率は協議により決定することとするが，高圧配電線等の系統状況により個別に力率値を指定する場合には，力率値を変更すること。 この自動電圧調整の手段としては，逆潮流電力の大きさや発電設備等の形式により，以下の 4 方式等から選択すること。 (イ)　発電設備等を一定の遅相で運転して，一定値以上の逆潮流が発生するときに力率改善用コンデンサ（一般には開放）で受電点の力率を所定力率に調整する。 (ロ)　発電設備等を一定の進相で運転して，一定値以上の逆潮流が発生するときに力率改善用コンデンサで受電点の力率を所定力率に調整する。

変更前（令和６年 10 月１日実施）	変更後（令和７年４月１日実施）
	（ハ） 一定値以上の逆潮流が発生するときに，力率改善用コンデンサを一定値まで減じ，かつ発電設備等の無効電力出力を制御して受電点の力率を所定力率に調整する。ただし，発電設備等の無効電力出力が限界値となる場合は，有効電力を減ずることで電圧上昇を抑制するとともに受電点の力率を所定力率に調整する。 （ニ） PCS の力率一定制御（80％～100％〔1％刻み〕，進相または遅相運転）または SVC の制御等により，受電点の力率を所定力率に調整する。
(2) 瞬時電圧変動対策 発電設備等の並解列時の瞬時電圧変動は常時電圧の 10％以内とし，次に示す対策を行なっていただきます。 イ 同期発電機の場合は，制動巻線付きのもの（制動巻線を有しているものと同等以上の乱調防止効果を有する制動巻線付きでない同期発電機を含みます。）とするとともに自動同期検定装置を設置すること。 ロ 二次励磁制御巻線形誘導発電機の場合は，自動同期検定機能を有するものを用いること。 ハ 誘導発電機の場合で，並列時の瞬時電圧低下により系統の電圧が常時電圧から 10％をこえて逸脱するおそれがあるときは，限流リアクトル等を設置すること。 なお，これにより対応できない場合には，同期発電機を用いる等の対策を行なうこと。 ニ 自励式の逆変換装置を用いた発電設備等の場合は，自動的に同期する機能を有するものを用いること。 ホ 他励式の逆変換装置を用いた発電設備等の場合で，並列時の瞬時電圧低下により系統の電圧が常時電圧から 10％をこえて逸脱するおそれがあるときは，限流リアクトル等を設置すること。 ヘ 発電設備等の出力変動や頻繁な並解列が問題となる場合は，出力変動の抑制や並解列の頻度を低減する対策を行なうこと。 ト 連系用変圧器加圧時の励磁突入電流による瞬時電圧低下により，系統の電圧が常時電圧から 10％をこえて逸脱するおそれがある場合は，その抑制対策を実施すること。	(2) 瞬時電圧変動対策 発電設備等の並解列時の瞬時電圧変動は常時電圧の 10％以内とし，次に示す対策を行なっていただきます。 イ 同期発電機の場合は，制動巻線付きのもの（制動巻線を有しているものと同等以上の乱調防止効果を有する制動巻線付きでない同期発電機を含みます。）とするとともに自動同期検定装置を設置すること。 ロ 二次励磁制御巻線形誘導発電機の場合は，自動同期検定機能を有するものを用いること。 ハ 誘導発電機の場合で，並列時の瞬時電圧低下により系統の電圧が常時電圧から 10％をこえて逸脱するおそれがあるときは，限流リアクトル等を設置すること。 なお，これにより対応できない場合には，同期発電機を用いる等の対策を行なうこと。 ニ 自励式の逆変換装置を用いた発電設備等の場合は，自動的に同期する機能を有するものを用いること。 ホ 他励式の逆変換装置を用いた発電設備等の場合で，並列時の瞬時電圧低下により系統の電圧が常時電圧から 10％をこえて逸脱するおそれがあるときは，限流リアクトル等を設置すること。 ヘ 発電設備等の出力変動や頻繁な並解列が問題となる場合は，出力変動の抑制や並解列の頻度を低減する対策を行なうこと。 ト 連系用変圧器加圧時の励磁突入電流による瞬時電圧低下により，系統の電圧が常時電圧から 10％をこえて逸脱するおそれがある場合は，その抑制対策を実施すること。
(3) 電圧フリッカ対策 発電設備等を設置する場合で，発電設備等の頻繁な並解列や出力変動，単独運転検出機能（能動的方式）による電圧フリッカにより適正値を逸脱するおそれがあるときは，次に示す電圧フリッカ対策等を行なっていただきます。 イ 風力発電設備等の頻繁な並解列により電圧フリッカが適正値を逸脱するおそれがあるときには，SVC の設置やサイリスタ等によるソフトスタート機能を有する装置の設置，配電線の太線化等による系統インピーダンスの低減等の対策を行なうこと。 なお，これにより対応できない場合には，配電線の増強等を行なうか，専用線による連系とすること。 ロ 風力発電設備等の出力変動により電圧フリッカが適正値を逸脱するおそれがあるときには，SVC 等の設置や配電線の太線化等による系統インピーダンスの低減等の対策を行なうこと。 なお，これにより対応できない場合には，配電線の増強等を行なうか，専用線による連系とすること。 ハ 単独運転検出機能（能動的方式）による電圧フリッカにより適正値を逸脱するおそれがあるときは，系統や当該発電設備等設置者以外の者への悪影響がない範囲の能動信号の変動量や正帰還ゲインの大きさとすること。なお，連系当初は許容できる範囲の能動信号であっても，将来の系統状況の変化や発電設備等の連系量増加等によって，配電線に注入する無効電力の注入量が過剰となり，連系当初は発振しない発電設備等も含め無効電力が発振し電圧フリッカが発生することがあるため，能動信号の変動量や正帰還ゲインの大きさを変更できる機構としておくこと。 また，単独運転検出機能（能動的方式）による電圧フリッカにより，系統運用に支障が発生した場合また	(3) 電圧フリッカ対策 発電設備等を設置する場合で，発電設備等の頻繁な並解列や出力変動，単独運転検出機能（能動的方式）による電圧フリッカにより適正値を逸脱するおそれがあるときは，次に示す電圧フリッカ対策等を行なっていただきます。 イ 風力発電設備等の頻繁な並解列により電圧フリッカが適正値を逸脱するおそれがあるときには，SVC の設置やサイリスタ等によるソフトスタート機能を有する装置の設置，配電線の太線化等による系統インピーダンスの低減等の対策を行なうこと。 なお，これにより対応できない場合には，配電線の増強等を行なうか，専用線による連系とすること。 ロ 風力発電設備等の出力変動により電圧フリッカが適正値を逸脱するおそれがあるときには，SVC 等の設置や配電線の太線化等による系統インピーダンスの低減等の対策を行なうこと。 なお，これにより対応できない場合には，配電線の増強等を行なうか，専用線による連系とすること。 ハ 単独運転検出機能（能動的方式）による電圧フリッカにより適正値を逸脱するおそれがあるときは，系統や当該発電設備等設置者以外の者への悪影響がない範囲の能動信号の変動量や正帰還ゲインの大きさとすること。なお，連系当初は許容できる範囲の能動信号であっても，将来の系統状況の変化や発電設備等の連系量増加等によって，配電線に注入する無効電力の注入量が過剰となり，連系当初は発振しない発電設備等も含め無効電力が発振し電圧フリッカが発生することがあるため，能動信号の変動量や正帰還ゲインの大きさを変更できる機構としておくこと。 また，単独運転検出機能（能動的方式）による電圧フリッカにより，系統運用に支障が発生した場合また

変更前（令和６年 10 月１日実施）	変更後（令和７年４月１日実施）
は発生するおそれがある場合には，発電設備等設置者は，当社と協議のうえ，単独運転検出に影響のない範囲で，能動信号の変動量や正帰還ゲインの大きさの変更等により，配電線に注入する無効電力の注入量を低減する等の対策を講じること。 なお，ソフトウェア改修不可等で対応できない場合については，機器取替や対応時期等を含めて個別協議とさせていただきます。 ［対策要否の判定基準例］ 受電点における電圧フリッカレベル（ΔV_{10}）を 0.45V 以下（当該設備のみの場合は，0.23V 以下）に維持する。	は発生するおそれがある場合には，発電設備等設置者は，当社と協議のうえ，単独運転検出に影響のない範囲で，能動信号の変動量や正帰還ゲインの大きさの変更等により，配電線に注入する無効電力の注入量を低減する等の対策を講じること。 なお，ソフトウェア改修不可等で対応できない場合については，機器取替や対応時期等を含めて個別協議とさせていただきます。 ［対策要否の判定基準例］ 受電点における電圧フリッカレベル（ΔV_{10}）を 0.45V 以下（当該設備のみの場合は，0.23V 以下）に維持する。
41 **短　絡　容　量** 発電設備等の連系により系統の短絡容量が他者の遮断器の遮断容量等を上回るおそれがある場合は，短絡電流を制限する装置（限流リアクトル等）を設置していただきます。	43 **短　絡　容　量** 発電設備等の連系により系統の短絡容量が他者の遮断器の遮断容量等を上回るおそれがある場合は，短絡電流を制限する装置（限流リアクトル等）を設置していただきます。
42 **発電機定数・諸元** 発電機並列時の短絡電流抑制対策等の面から，発電機定数を当社から指定させていただく場合があります。 また，当社の求めに応じて，表Ⅲ－2（当社の求めに応じて提出していただく発電機諸元）の諸元を提出していただきます。 なお，第三者認証機関発行の認証証明書による提供も可能といたします。	44 **発電機定数・諸元** 発電機並列時の短絡電流抑制対策等の面から，発電機定数を当社から指定させていただく場合があります。 また，当社の求めに応じて，表Ⅲ－2（当社の求めに応じて提出していただく発電機諸元）の諸元を提出していただきます。 なお，第三者認証機関発行の認証証明書による提供も可能といたします。

変更前（令和６年 10 月１日実施）

表Ⅲ－2　当社の求めに応じて提出していただく発電機諸元

電源種	設　備	諸　元
共　通	発電プラント	定格（定格容量，定格出力，台数，定格電圧）
		最低出力
		所内負荷（定格，最低）
		力率（定格，運転可能範囲）
		運転可能周波数の範囲
		単線結線図，系統並解列箇所
	構内設備	自家消費電力の最大値，最小値
		総合負荷力率
		高調波発生機器と高調波対策資料
		電圧フリッカの発生源と対策設備資料
	受電用変圧器，連系用変圧器	定格（定格容量，定格電圧）
		インピーダンス（変圧器定格容量ベース）
		制御方式，整定値
	調相設備	定格（容量，台数）
	遮 断 器	定格（遮断電流，遮断時間）
		自動同期検定装置の有無
	保護装置	設置要素
		設置場所
		設置相数
		解列箇所
		整定範囲
		整定値
		CT 比，VT 比
		シーケンスブロック
誘 導 機	発電プラント	拘束リアクタンス
		限流リアクトル容量

変更後（令和７年４月１日実施）

表Ⅲ－2　当社の求めに応じて提出していただく発電機諸元

電源種	設　備	諸　元
共　通	発電プラント	定格（定格容量，定格出力，台数，定格電圧）
		最低出力
		所内負荷（定格，最低）
		力率（定格，運転可能範囲）
		運転可能周波数の範囲
		単線結線図，系統並解列箇所
	構内設備	自家消費電力の最大値，最小値
		総合負荷力率
		高調波発生機器と高調波対策資料
		電圧フリッカの発生源と対策設備資料
	受電用変圧器，連系用変圧器	定格（定格容量，定格電圧）
		インピーダンス（変圧器定格容量ベース）
		制御方式，整定値
	調相設備	定格（容量，台数）
	遮 断 器	定格（遮断電流，遮断時間）
		自動同期検定装置の有無
	保護装置	設置要素
		設置場所
		設置相数
		解列箇所
		整定範囲
		整定値
		CT 比，VT 比
		シーケンスブロック
誘 導 機	発電プラント	拘束リアクタンス
		限流リアクトル容量

変更前（令和６年 10 月１日実施）

電 源 種	設　　備	諸　　元
同 期 機	発電プラント	各種内部リアクタンス
		各種短絡時定数・開路時定数
		慣性定数（発電機＋タービン）
		制動巻線の有無
	制御装置	ガバナ系ブロック（調定率，GF 幅，CV，ICV モデルを含む）
		励磁系ブロック（AVR，PSS，PSVR）
		FRT 要件の適用有無
逆変換装置	発電プラント制御装置	メーカ，型式
		単独運転検出方式，整定値
		逆変換装置の容量
		通電電流制限値
		FRT 要件の適用有無
風　　力	発電プラント制御装置	発電機の出力特性
		出力変動対策の方法
		蓄電池，ウィンドファームコントローラーの有無
蓄 電 池	発電プラント	蓄電容量
二次励磁機	発電プラント	拘束リアクタンス

また，必要に応じて，記載されていない諸元等，最新の諸元等を提供していただくことがあります。

43　昇圧用変圧器

短絡電流抑制対策や発電機並列時の電圧低下対策等の面から，昇圧用変圧器のインピーダンス等を当社から指定させていただく場合があります。また，電圧タップ値等を指定させていただく場合があります。

44　連　絡　体　制

発電者の構内事故や系統側の事故等により，連系用遮断器が動作した場合等（サイバー攻撃により設備異常が発生し，または発生するおそれがある場合を含みます。）には，当社と発電者との間で迅速かつ的確な情報連絡を行ない，すみやかに必要な措置を講ずる必要があります。このため，発電者の技術員駐在箇所等と当社との間には，保安通信用電話設備を設置していただきます。ただし，保安通信用電話設備は次のうちいずれかを

変更後（令和７年４月１日実施）

電 源 種	設　　備	諸　　元
同 期 機	発電プラント	各種内部リアクタンス
		各種短絡時定数・開路時定数
		慣性定数（発電機＋タービン）
		制動巻線の有無
	制御装置	ガバナ系ブロック（調定率，GF 幅，CV，ICV モデルを含む）
		励磁系ブロック（AVR，PSS，PSVR）
		FRT 要件の適用有無
逆変換装置	発電プラント制御装置	メーカ，型式
		単独運転検出方式，整定値
		逆変換装置の容量
		通電電流制限値
		FRT 要件の適用有無
風　　力	発電プラント制御装置	発電機の出力特性
		出力変動対策の方法
		蓄電池，ウィンドファームコントローラーの有無
蓄 電 池	発電プラント	蓄電容量
二次励磁機	発電プラント	拘束リアクタンス

また，必要に応じて，記載されていない諸元等，最新の諸元等を提供していただくことがあります。

45　昇圧用変圧器

短絡電流抑制対策や発電機並列時の電圧低下対策等の面から，昇圧用変圧器のインピーダンス等を当社から指定させていただく場合があります。また，電圧タップ値等を指定させていただく場合があります。

46　連　絡　体　制

発電者の構内事故や系統側の事故等により，連系用遮断器が動作した場合等（サイバー攻撃により設備異常が発生し，または発生するおそれがある場合を含みます。）には，当社と発電者との間で迅速かつ的確な情報連絡を行ない，すみやかに必要な措置を講ずる必要があります。このため，発電者の技術員駐在箇所等と当社との間には，保安通信用電話設備を設置していただきます。ただし，保安通信用電話設備は次のうちいずれかを

変更前（令和６年 10 月１日実施）	変更後（令和７年４月１日実施）
用いることができます。 (1)　専用保安通信用電話設備 (2)　電気通信事業者の専用回線電話 (3)　次の条件をすべて満たす場合においては，一般加入電話または携帯電話 イ　発電者側の交換機を介さず直接技術員との通話が可能な方式（交換機を介する代表番号方式ではなく，直接技術員駐在箇所へつながる単番方式）とし，発電設備等の保守監視場所に常時設置されていること。 ロ　話中の場合に割り込みが可能な方式（キャッチホン等）であること。 ハ　停電時においても通話可能なものであること。 ニ　災害時等において当社と連絡が取れない場合には，当社との連絡が取れるまでの間，発電設備等の解列または運転を停止すること。また，保安規程上明記されていること。	用いることができます。 (1)　専用保安通信用電話設備 (2)　電気通信事業者の専用回線電話 (3)　次の条件をすべて満たす場合においては，一般加入電話または携帯電話 イ　発電者側の交換機を介さず直接技術員との通話が可能な方式（交換機を介する代表番号方式ではなく，直接技術員駐在箇所へつながる単番方式）とし，発電設備等の保守監視場所に常時設置されていること。 ロ　話中の場合に割り込みが可能な方式（キャッチホン等）であること。 ハ　停電時においても通話可能なものであること。 ニ　災害時等において当社と連絡が取れない場合には，当社との連絡が取れるまでの間，発電設備等の解列または運転を停止すること。また，保安規程上明記されていること。
45　**バンク逆潮流の制限** 配電用変電所のバンクにおいて逆潮流が発生すると，電力品質面および保護協調面で問題が生じるおそれがあることから，原則として逆潮流が生じないよう発電者側で発電または放電出力を抑制していただきます。ただし，配電用変電所の保護装置の設置等により，電力品質面および保護協調面で問題が生じないよう対策を行なう場合はこの限りではありません。	47　**バンク逆潮流の制限** 配電用変電所のバンクにおいて逆潮流が発生すると，電力品質面および保護協調面で問題が生じるおそれがあることから，原則として逆潮流が生じないよう発電者側で発電または放電出力を抑制していただきます。ただし，配電用変電所の保護装置の設置等により，電力品質面および保護協調面で問題が生じないよう対策を行なう場合はこの限りではありません。
46　**サイバーセキュリティ対策** 事業用電気工作物（発電事業の用に供するものに限ります。）は，電気事業法にもとづき，電力制御システムセキュリティガイドラインに準拠した対策を講じていただきます。 自家用電気工作物（発電事業の用に供するものおよび小規模事業用電気工作物を除く。）に係る遠隔監視システムおよび制御システムは，自家用電気工作物に係るサイバーセキュリティの確保に関するガイドラインに準拠した対策を講じていただきます。 上記以外の発電設備等については，サイバー攻撃による発電設備等の異常動作を防止し，または発電設備等がサイバー攻撃を受けた場合にすみやかな異常の除去，影響範囲の局限化等を行なうために次のとおり，適切なサイバーセキュリティ対策を講じていただきます。 (1)　外部ネットワークや他ネットワークを通じた発電設備等の制御に係るシステムへの影響を最小化するための対策を講じること。 (2)　発電設備等の制御に係るシステムには，マルウェアの侵入防止対策を講じること。 (3)　発電設備等に関し，セキュリティ管理責任者を設置すること。	48　**サイバーセキュリティ対策** 事業用電気工作物（発電事業の用に供するものに限ります。）は，電気事業法にもとづき，電力制御システムセキュリティガイドラインに準拠した対策を講じていただきます。 自家用電気工作物（発電事業の用に供するものおよび小規模事業用電気工作物を除きます。）に係る遠隔監視システムおよび制御システムは，自家用電気工作物に係るサイバーセキュリティの確保に関するガイドラインに準拠した対策を講じていただきます。 上記以外の発電設備等については，サイバー攻撃による発電設備等の異常動作を防止し，または発電設備等がサイバー攻撃を受けた場合にすみやかな異常の除去，影響範囲の局限化等を行なうために次のとおり，適切なサイバーセキュリティ対策を講じていただきます。 (1)　外部ネットワークや他ネットワークを通じた発電設備等の制御に係るシステムへの影響を最小化するための対策を講じること。 (2)　発電設備等の制御に係るシステムには，マルウェアの侵入防止対策を講じること。 (3)　発電設備等に関し，セキュリティ管理責任者を設置すること。
Ⅲ－2　需要設備の連系に必要な技術要件	**Ⅲ－2　需要設備の連系に必要な技術要件**
47　**電　気　方　式** 需要設備の電気方式は，連系する系統の電気方式（交流三相３線式）と同一としていただきます。	49　**電　気　方　式** 需要設備の電気方式は，連系する系統の電気方式（交流三相３線式）と同一としていただきます。
48　**力　　率** 需要者の供給地点における力率は，原則として，系統側からみて遅れ力率 85％以上とするとともに，系統側からみて進み力率とならないようにしていただきます。	50　**力　　率** 需要者の供給地点における力率は，原則として，系統側からみて遅れ力率 85％以上とするとともに，系統側からみて進み力率とならないようにしていただきます。

変更前（令和６年10月１日実施）	変更後（令和７年４月１日実施）
また，系統運用上必要がある場合には，進相用コンデンサの開放をお願いすることがあります。	また，系統運用上必要がある場合には，進相用コンデンサの開放をお願いすることがあります。
49 **高　調　波**	51 **高　調　波**
高調波発生機器を使用した電気設備を当社系統に接続する場合に，その高調波電流を抑制するため，以下の要件を遵守していただきます。	高調波発生機器を使用した電気設備を当社系統に接続する場合に，その高調波電流を抑制するため，以下の要件を遵守していただきます。
(1)　対象となる需要者	(1)　対象となる需要者
イ　設置する高調波発生機器の容量を６パルス変換器容量に換算し，それぞれの機器の換算容量を総和したもの（以下，Ⅲ〔高圧配電系統との連系に必要な技術要件〕において，「等価容量」といいます。）を計算し，託送供給申込み時に当社にその値を通知していただきます。このうち，等価容量が50kVAをこえる需要者（以下，Ⅲ〔高圧配電系統との連系に必要な技術要件〕において，「対象者」といいます。）が，本要件の対象となります。	イ　設置する高調波発生機器の容量を６パルス変換器容量に換算し，それぞれの機器の換算容量を総和したもの（以下，Ⅲ〔高圧配電系統との連系に必要な技術要件〕において，「等価容量」といいます。）を計算し，託送供給申込み時に当社にその値を通知していただきます。このうち，等価容量が50kVAをこえる需要者（以下，Ⅲ〔高圧配電系統との連系に必要な技術要件〕において，「対象者」といいます。）が，本要件の対象となります。
ロ　イの等価容量を算出する場合に対象とする高調波発生機器は，300V以下の系統に接続して使用する定格電流20A／相以下の電気・電子機器（家電・汎用品）以外の機器といたします。	ロ　イの等価容量を算出する場合に対象とする高調波発生機器は，300V以下の系統に接続して使用する定格電流20A／相以下の電気・電子機器（家電・汎用品）以外の機器といたします。
ハ　対象者がロに該当する高調波発生機器を新設，増設または更新する場合等に適用いたします。 なお，ロに該当する高調波発生機器の新設，増設または更新等によって新たに対象者に該当する場合においても適用いたします。	ハ　対象者がロに該当する高調波発生機器を新設，増設または更新する場合等に適用いたします。 なお，ロに該当する高調波発生機器の新設，増設または更新等によって新たに対象者に該当する場合においても適用いたします。
(2)　高調波流出電流の算出	(2)　高調波流出電流の算出
対象者は，系統に流出する高調波流出電流の算出を以下のとおり実施していただきます。	対象者は，系統に流出する高調波流出電流の算出を以下のとおり実施していただきます。
イ　高調波流出電流は，高調波発生機器ごとの定格運転状態において発生する高調波電流を合計し，これに高調波発生機器の最大稼働率を乗じたものといたします。	イ　高調波流出電流は，高調波発生機器ごとの定格運転状態において発生する高調波電流を合計し，これに高調波発生機器の最大稼働率を乗じたものといたします。
ロ　高調波流出電流は，高調波の次数ごとに合計するものといたします。	ロ　高調波流出電流は，高調波の次数ごとに合計するものといたします。
ハ　対象とする高調波の次数は，40次以下といたします。	ハ　対象とする高調波の次数は，40次以下といたします。
ニ　対象者の構内に高調波流出電流を低減する設備がある場合は，その低減効果を考慮することができるものといたします。	ニ　対象者の構内に高調波流出電流を低減する設備がある場合は，その低減効果を考慮することができるものといたします。
(3)　高調波流出電流の上限値	(3)　高調波流出電流の上限値
対象者から系統に流出する高調波流出電流の許容される上限値は，高調波の次数ごとに，表Ⅲ－3（1kWあたりの高調波流出電流上限値）に示す値に接続送電サービス契約電力または臨時接続送電サービス契約電力を乗じた値といたします。	対象者から系統に流出する高調波流出電流の許容される上限値は，高調波の次数ごとに，表Ⅲ－3（1kWあたりの高調波流出電流上限値）に示す値に接続送電サービス契約電力または臨時接続送電サービス契約電力を乗じた値といたします。
(4)　高調波流出電流の抑制対策の実施	(4)　高調波流出電流の抑制対策の実施
対象者は，(2)の高調波流出電流が，(3)の高調波流出電流の上限値をこえる場合には，高調波流出電流を高調波流出電流の上限値以下となるよう必要な対策を講じていただきます。	対象者は，(2)の高調波流出電流が，(3)の高調波流出電流の上限値をこえる場合には，高調波流出電流を高調波流出電流の上限値以下となるよう必要な対策を講じていただきます。

表Ⅲ－3　1kWあたりの高調波流出電流上限値　（単位：mA／kW）

連系電圧	5次	7次	11次	13次	17次	19次	23次	23次超過
6.6kV	3.5	2.5	1.6	1.3	1.0	0.90	0.76	0.70

表Ⅲ－3　1kWあたりの高調波流出電流上限値　（単位：mA／kW）

連系電圧	5次	7次	11次	13次	17次	19次	23次	23次超過
6.6kV	3.5	2.5	1.6	1.3	1.0	0.90	0.76	0.70

変更前（令和６年 10 月１日実施）	変更後（令和７年４月１日実施）
50　電圧変動対策 受電用変圧器加圧時の励磁突入電流による瞬時電圧低下により，系統の電圧が常時電圧から 10%をこえて逸脱するおそれがあるときは，その抑制対策を実施していただきます。	**52　電圧変動対策** 受電用変圧器加圧時の励磁突入電流による瞬時電圧低下により，系統の電圧が常時電圧から 10%をこえて逸脱するおそれがあるときは，その抑制対策を実施していただきます。
51　保護装置等の設置 (1)　需要設備の故障検出のため，短絡事故保護用として過電流リレーを，地絡事故保護用として地絡方向リレーを設置し，事故の除去および事故範囲の局限化等を行なうために，保護協調を行なっていただきます。 (2)　需要者が，次の原因等で他者の電気の使用を妨害し，もしくは妨害するおそれがある場合，または当社もしくは他の電気事業者の電気工作物に支障を及ぼし，もしくは支障を及ぼすおそれがある場合には，必要な調整装置または保護装置を需要場所に施設していただく等の対策を講じていただきます。 イ　負荷の特性によって各相間の負荷が著しく平衡を欠く場合 ロ　負荷の特性によって電圧または周波数が著しく変動する場合 ハ　負荷の特性によって波形に著しいひずみを生ずる場合 ニ　著しい高周波または高調波を発生する場合 ホ　その他イ，ロ，ハまたはニに準ずる場合	**53　保護装置等の設置** (1)　需要設備の故障検出のため，短絡事故保護用として過電流リレーを，地絡事故保護用として地絡方向リレーを設置し，事故の除去および事故範囲の局限化等を行なうために，保護協調を行なっていただきます。 (2)　需要者が，次の原因等で他者の電気の使用を妨害し，もしくは妨害するおそれがある場合，または当社もしくは他の電気事業者の電気工作物に支障を及ぼし，もしくは支障を及ぼすおそれがある場合には，必要な調整装置または保護装置を需要場所に施設していただく等の対策を講じていただきます。 イ　負荷の特性によって各相間の負荷が著しく平衡を欠く場合 ロ　負荷の特性によって電圧または周波数が著しく変動する場合 ハ　負荷の特性によって波形に著しいひずみを生ずる場合 ニ　著しい高周波または高調波を発生する場合 ホ　その他イ，ロ，ハまたはニに準ずる場合
52　サイバーセキュリティ対策 自家用電気工作物（発電事業の用に供するものおよび小規模事業用電気工作物を除く。）に係る遠隔監視システムおよび制御システムは，自家用電気工作物に係るサイバーセキュリティの確保に関するガイドラインに準拠した対策を講じていただきます。	**54　サイバーセキュリティ対策** 自家用電気工作物（発電事業の用に供するものおよび小規模事業用電気工作物を除きます。）に係る遠隔監視システムおよび制御システムは，自家用電気工作物に係るサイバーセキュリティの確保に関するガイドラインに準拠した対策を講じていただきます。

変更前（令和６年 10 月１日実施）	変更後（令和７年４月１日実施）
Ⅳ　特別高圧系統との連系に必要な技術要件	**Ⅳ　特別高圧系統との連系に必要な技術要件**
発電設備等および需要設備を当社の特別高圧系統（以下，Ⅳ〔特別高圧系統との連系に必要な技術要件〕において，「系統」といいます。）に連系する場合は，法令等で定める技術基準に加え，以下の項目について遵守していただきます。	発電設備等および需要設備を当社の特別高圧系統（以下，Ⅳ〔特別高圧系統との連系に必要な技術要件〕において，「系統」といいます。）に連系する場合は，法令等で定める技術基準に加え，以下の項目について遵守していただきます。
Ⅳ－1　発電設備等の連系に必要な技術要件	**Ⅳ－1　発電設備等の連系に必要な技術要件**
53　**電　気　方　式** 発電設備等の電気方式は，最大使用電力に比べ発電設備等の容量が非常に小さく，相間の不平衡による影響が実態上問題とならない場合を除き，連系する系統の電気方式（交流三相３線式）と同一としていただきます。	55　**電　気　方　式** 発電設備等の電気方式は，最大使用電力に比べ発電設備等の容量が非常に小さく，相間の不平衡による影響が実態上問題とならない場合を除き，連系する系統の電気方式（交流三相３線式）と同一としていただきます。
54　**運転可能周波数・並列時許容周波数** (1)　運転可能周波数 発電設備等の運転可能周波数は，当社の周波数維持・制御方式との協調を図るため，原則として以下のとおりとしていただきます。 イ　連続運転可能周波数：48.5Hz 以上 50.5Hz 以下 ロ　運転限界周波数：47.0Hz 以下，51.5Hz 以上 周波数低下時の運転継続時間は，48.5Hzまでは連続して運転が可能なものとしていただきます。 周波数低下リレーの整定値は，原則として，検出レベルを 47.0Hz 以下，検出時限を自動再閉路時間と協調がとれる範囲の最大値としていただきます（協調がとれる範囲の最大値：２秒以上）。 (2)　並列時許容周波数 系統周波数を適正値に維持する必要があるため，並列時の周波数は並列時許容周波数以内としていただきます。なお，並列時許容周波数は，標準周波数＋0.1Hz 以下（設定可能範囲：標準周波数＋0.1～1.0Hz）とします。ただし，離島等系統固有の事由等により個別に協議させていただく場合があります。	56　**運転可能周波数・並列時許容周波数** (1)　運転可能周波数 発電設備等の運転可能周波数は，当社の周波数維持・制御方式との協調を図るため，原則として以下のとおりとしていただきます。 イ　連続運転可能周波数：48.5Hz 以上 50.5Hz 以下 ロ　運転限界周波数：47.0Hz 以下，51.5Hz 以上 周波数低下時の運転継続時間は，48.5Hzまでは連続して運転が可能なものとしていただきます。 周波数低下リレーの整定値は，原則として，検出レベルを 47.0Hz 以下，検出時限を自動再閉路時間と協調がとれる範囲の最大値としていただきます（協調がとれる範囲の最大値：２秒以上）。 (2)　並列時許容周波数 系統周波数を適正値に維持する必要があるため，並列時の周波数は並列時許容周波数以内としていただきます。 なお，並列時許容周波数は，標準周波数＋0.1Hz 以下（設定可能範囲：標準周波数＋0.1～1.0Hz）とします。ただし，離島等系統固有の事由等により個別に協議させていただく場合があります。
55　**力　　率** 発電者の受電地点における力率は，連系する系統の電圧を適切に維持できるように定めるものとし，必要な場合は当社からの求めに応じて，力率を変更できるものとしていただきます。発電設備等の安定に運転できる範囲は，原則として，発電設備等側からみて遅れ力率 90%から進み力率 95%としていただきます。 また，逆潮流がない場合は，原則として，供給地点における力率を系統側からみて遅れ力率 85%以上とするとともに，系統側からみて進み力率とならないようにしていただきます。	57　**力　　率** 発電者の受電地点における力率は，連系する系統の電圧を適切に維持できるように定めるものとし，必要な場合は当社からの求めに応じて，力率を変更できるものとしていただきます。発電設備等の安定に運転できる範囲は，原則として，発電設備等側からみて遅れ力率 90%から進み力率 95%としていただきます。 また，逆潮流がない場合は，原則として，供給地点における力率を系統側からみて遅れ力率 85%以上とするとともに，系統側からみて進み力率とならないようにしていただきます。
56　**高　　調　　波** 逆変換装置（二次励磁発電機の系統側変換装置を含みます。）を用いた発電設備等を設置する場合は，逆変換装置本体（フィルターを含みます。）の高調波流出電流を総合電流歪率 5%以下，各次電流歪率 3%以下として	58　**高　　調　　波** 逆変換装置（二次励磁発電機の系統側変換装置を含みます。）を用いた発電設備等を設置する場合は，逆変換装置本体（フィルターを含みます。）の高調波流出電流を総合電流歪率 5%以下，各次電流歪率 3%以下として

変更前（令和６年10月１日実施）	変更後（令和７年４月１日実施）
いただきます。また，その他の高調波発生機器を用いた電気設備を設置する場合には，80（高調波）に準じた対策を実施していただきます。	いただきます。また，その他の高調波発生機器を用いた電気設備を設置する場合には，82（高調波）に準じた対策を実施していただきます。
57　需給バランス制約による発電設備等の出力の抑制 逆潮流のある発電設備等のうち，太陽光発電設備および風力発電設備ならびに蓄電池には，当社の求めに応じて，当社からの遠隔制御により 0%から 100%の範囲（1%刻み）で出力（自家消費分を除くことも可能）の抑制ができる機能を有する逆変換装置やその他必要な設備を設置する等の対策を実施していただきます。なお，ウィンドファームとしての運用がない風力発電所やウィンドファームコントローラーがない風力発電所については，技術的制約を踏まえ個別協議とさせていただきます。 逆潮流のある火力発電設備およびバイオマス発電設備（ただし，再生可能エネルギー特別措置法施行規則に定める地域資源バイオマス発電設備であって，燃料貯蔵や技術に由来する制約等により出力の抑制が困難なものを除きます。）は，発電出力を技術的に合理的な範囲で最大限抑制し，多くとも 50%以下に抑制するために必要な機能を具備していただきます。なお，停止による対応も可能とします。自家消費を主な目的とした発電設備等については，個別の事情を踏まえ対策の内容を協議させていただきます。	59　需給バランス制約による発電設備等の出力の抑制 (1)　逆潮流のある発電設備等のうち，太陽光発電設備および風力発電設備ならびに蓄電池には，当社の求めに応じて，当社からの遠隔制御により 0%から 100%の範囲（1%刻み）で出力（自家消費分を除くことも可能）の抑制ができる機能を有する逆変換装置やその他必要な設備を設置する等の対策を実施していただきます。 なお，ウィンドファームとしての運用がない風力発電所やウィンドファームコントローラーがない風力発電所については，技術的制約を踏まえ個別協議とさせていただきます。 (2)　逆潮流のある火力発電設備およびバイオマス発電設備（再生可能エネルギー特別措置法施行規則に定める地域資源バイオマス発電設備であって，燃料貯蔵や技術に由来する制約等により出力の抑制が困難なものを除きます。）は，発電出力を技術的に合理的な範囲で最大限抑制し，その最低出力を発電端の定格出力に対して，火力発電設備（混焼バイオマス発電設備を含みます。）については多くとも 30%以下，バイオマス発電設備については多くとも 50%以下に抑制するために必要な機能を具備していただきます。 なお，停止による対応も可能とします。 また，自家消費を主な目的とした発電設備等については，個別の事情を踏まえ対策の内容を協議させていただきます。実証設備の実証期間中の扱いについては，技術的制約を踏まえ個別に協議させていただき，実証期間終了後は，再協議させていただきます。
58　送電容量制約による発電設備等の出力の抑制 逆潮流のある発電設備等には，当社の求めに応じて，当社からの遠隔制御により，送電容量制約による出力の抑制ができる機能を有する装置やその他必要な装置を設置する等の対策を行なっていただきます。	60　送電容量制約による発電設備等の出力の抑制 逆潮流のある発電設備等には，当社の求めに応じて，当社からの遠隔制御により，送電容量制約による出力の抑制ができる機能を有する装置やその他必要な装置を設置する等の対策を行なっていただきます。
59　不要解列の防止 (1)　保 護 協 調 発電設備等の故障または系統の事故時に，事故の除去，事故範囲の局限化，系統運用の安定，公衆保安の確保等を行なうために，次の考え方にもとづいて保護協調を図っていただきます。なお，構内設備の故障に対しては，84（保護協調）および 85（保護装置の設置）に準じた対策を実施していただきます。 イ　発電設備等の異常および故障に対しては，この影響を連系する系統へ波及させないために，発電設備等を当該系統から解列すること。 ロ　連系する系統に事故が発生した場合は，原則として当該系統から発電設備等を解列すること。ただし，再閉路方式によっては，解列が不要な場合もあります。 ハ　上位系統事故，連系する系統の事故等により当該系統の電源が喪失した場合であって単独運転が認められない場合には，発電設備等が解列し単独運転が生じないこと。 ニ　連系する系統における事故後再閉路時に，原則として発電設備等が当該系統から解列されていること。 ホ　連系する系統以外の事故時には，原則として，発電設備等は解列しないこと。 ヘ　連系する系統から発電設備等が解列される場合には，逆電力リレー，不足電力リレー等による解列を，自動再閉路時間より短い時限かつ過渡的な電力変動による当該発電設備等の不要な遮断を回避できる時限	61　不要解列の防止 (1)　保 護 協 調 発電設備等の故障または系統の事故時に，事故の除去，事故範囲の局限化，系統運用の安定，公衆保安の確保等を行なうために，次の考え方にもとづいて保護協調を図っていただきます。 なお，構内設備の故障に対しては，86（保護協調）および 87（保護装置の設置）に準じた対策を実施していただきます。 イ　発電設備等の異常および故障に対しては，この影響を連系する系統へ波及させないために，発電設備等を当該系統から解列すること。 ロ　連系する系統に事故が発生した場合は，原則として当該系統から発電設備等を解列すること。ただし，再閉路方式によっては，解列が不要な場合もあります。 ハ　上位系統事故，連系する系統の事故等により当該系統の電源が喪失した場合であって単独運転が認められない場合には，発電設備等が解列し単独運転が生じないこと。 ニ　連系する系統における事故後再閉路時に，原則として発電設備等が当該系統から解列されていること。 ホ　連系する系統以外の事故時には，原則として，発電設備等は解列しないこと。 ヘ　連系する系統から発電設備等が解列される場合には，逆電力リレー，不足電力リレー等による解列を，自動再閉路時間より短い時限かつ過渡的な電力変動による当該発電設備等の不要な遮断を回避できる時限

<table>
<tr><th>変更前（令和６年 10 月１日実施）</th><th>変更後（令和７年４月１日実施）</th></tr>
<tr><td>で行なうこと。
(2)　事故時運転継続
系統事故による広範囲の瞬時電圧低下や周波数変動等により，発電設備等の一斉解列や出力低下継続等が発生し，系統全体の電圧・周波数維持に大きな影響を与えることを防止するため，発電設備等の種別ごとに定められる FRT 要件を満たしていただきます。満たすべき FRT 要件は表Ⅳ－1（発電設備等の種別ごとの FRT 要件）のとおりです。</td><td>で行なうこと。
(2)　事故時運転継続
系統事故による広範囲の瞬時電圧低下や周波数変動等により，発電設備等の一斉解列や出力低下継続等が発生し，系統全体の電圧・周波数維持に大きな影響を与えることを防止するため，発電設備等の種別ごとに定められる FRT 要件を満たしていただきます。満たすべき FRT 要件は表Ⅳ－1（発電設備等の種別ごとの FRT 要件）のとおりです。</td></tr>
<tr><td>

表Ⅳ－1　発電設備等の種別ごとの FRT 要件

<table>
<tr><th colspan="2" rowspan="3">発電設備等</th><th colspan="3">電圧低下</th><th rowspan="2">周波数変動
（運転継続）</th></tr>
<tr><th colspan="2">三相短絡を想定</th><th>二相短絡を想定</th></tr>
<tr><th>残電圧 20%以上
（運転継続）</th><th>残電圧 20%未満
（運転継続またはゲートブロック）</th><th>残電圧 52%以上・
位相変化 41 度以下
（運転継続）</th><th>50Hz 系統</th></tr>
<tr><td rowspan="5">単相</td><td>太陽光</td><td rowspan="5">低圧単相に準ずる</td><td rowspan="5">低圧単相に準ずる</td><td rowspan="5">低圧単相に準ずる</td><td rowspan="5">低圧単相に準ずる</td></tr>
<tr><td>風力</td></tr>
<tr><td>蓄電池</td></tr>
<tr><td>燃料電池</td></tr>
<tr><td>ガスエンジン</td></tr>
<tr><td rowspan="5">三相</td><td>太陽光</td><td rowspan="5">高圧三相に準ずる</td><td rowspan="5">高圧三相に準ずる</td><td rowspan="5">高圧三相に準ずる</td><td rowspan="5">高圧三相に準ずる</td></tr>
<tr><td>風力</td></tr>
<tr><td>蓄電池</td></tr>
<tr><td>燃料電池</td></tr>
<tr><td>ガスエンジン</td></tr>
</table>

なお，運転を継続する周波数の範囲については 54（運転可能周波数・並列時許容周波数）(1)に準拠していただきます。
(3)　電圧・周波数変動による不要解列の防止
作業停止や需要増加等に伴い，電圧・周波数変動が継続する状況においても，発電設備等の不要解列による系統電圧・周波数維持への影響を防止するため，図Ⅳ－1（連続運転の端子電圧および周波数変動範囲）の端子電圧および周波数変動範囲においては，発電設備等を連続運転し，発電設備等の保護装置等による解列を行なわないものとしていただきます。
また，これをこえる端子電圧および周波数変動においても，設備に支障がない範囲で運転を継続していただきます。
なお，電圧・周波数変動に鋭敏な負荷設備や，構内設備（発電用所内電源を除く）への電源供給維持のため，自立運転に移行する必要がある自家用発電設備等については，対策内容を協議させていただきます。</td><td>

表Ⅳ－1　発電設備等の種別ごとの FRT 要件

<table>
<tr><th colspan="2" rowspan="3">発電設備等</th><th colspan="3">電圧低下</th><th rowspan="2">周波数変動
（運転継続）</th></tr>
<tr><th colspan="2">三相短絡を想定</th><th>二相短絡を想定</th></tr>
<tr><th>残電圧 20%以上
（運転継続）</th><th>残電圧 20%未満
（運転継続またはゲートブロック）</th><th>残電圧 52%以上・
位相変化 41 度以下
（運転継続）</th><th>50Hz 系統</th></tr>
<tr><td rowspan="5">単相</td><td>太陽光</td><td rowspan="5">低圧単相に準ずる</td><td rowspan="5">低圧単相に準ずる</td><td rowspan="5">低圧単相に準ずる</td><td rowspan="5">低圧単相に準ずる</td></tr>
<tr><td>風力</td></tr>
<tr><td>蓄電池</td></tr>
<tr><td>燃料電池</td></tr>
<tr><td>ガスエンジン</td></tr>
<tr><td rowspan="5">三相</td><td>太陽光</td><td rowspan="5">高圧三相に準ずる</td><td rowspan="5">高圧三相に準ずる</td><td rowspan="5">高圧三相に準ずる</td><td rowspan="5">高圧三相に準ずる</td></tr>
<tr><td>風力</td></tr>
<tr><td>蓄電池</td></tr>
<tr><td>燃料電池</td></tr>
<tr><td>ガスエンジン</td></tr>
</table>

なお，運転を継続する周波数の範囲については 56（運転可能周波数・並列時許容周波数）(1)に準拠していただきます。
(3)　電圧・周波数変動による不要解列の防止
作業停止や需要増加等に伴い，電圧・周波数変動が継続する状況においても，発電設備等の不要解列による系統電圧・周波数維持への影響を防止するため，図Ⅳ－1（連続運転の端子電圧および周波数変動範囲）の端子電圧および周波数変動範囲においては，発電設備等を連続運転し，発電設備等の保護装置等による解列を行なわないものとしていただきます。
また，これをこえる端子電圧および周波数変動においても，設備に支障がない範囲で運転を継続していただきます。
なお，電圧・周波数変動に鋭敏な負荷設備や，構内設備（発電用所内電源を除きます。）への電源供給維持のため，自立運転に移行する必要がある自家用発電設備等については，対策内容を協議させていただきます。</td></tr>
</table>

変更前（令和６年 10 月１日実施）	変更後（令和７年４月１日実施）
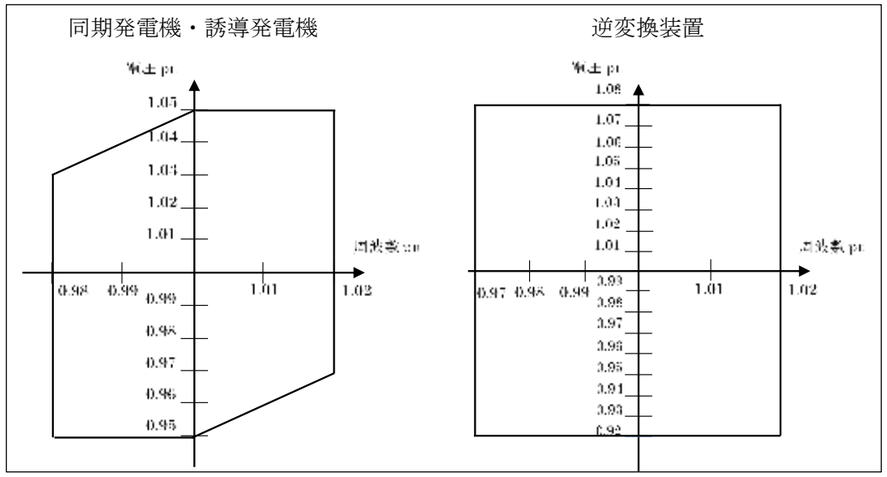 図Ⅳ－1　連続運転の端子電圧および周波数変動範囲	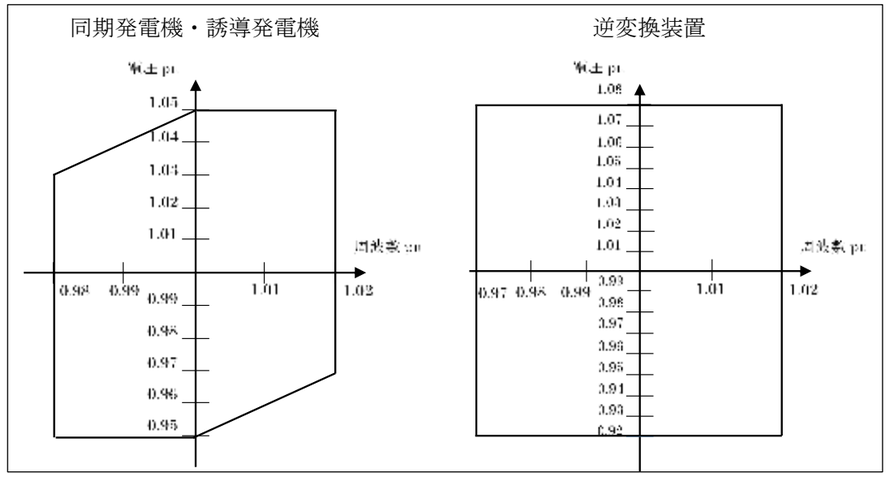 図Ⅳ－1　連続運転の端子電圧および周波数変動範囲
ただし，周波数変動範囲に対しては，54（運転可能周波数・並列時許容周波数）(1)に準じた対策を実施していただきます。	ただし，周波数変動範囲に対しては，56（運転可能周波数・並列時許容周波数）(1)に準じた対策を実施していただきます。
60　保護装置の設置	**62　保護装置の設置**
(1)　発電設備等故障対策 発電設備等故障時の系統保護のため，過電圧リレーおよび不足電圧リレーを設置していただきます。ただし，発電設備等自体の保護装置により検出・保護できる場合は省略できることといたします。	(1)　発電設備等故障対策 発電設備等故障時の系統保護のため，過電圧リレーおよび不足電圧リレーを設置していただきます。ただし，発電設備等自体の保護装置により検出・保護できる場合は省略できることといたします。
(2)　系統側事故対策 イ　短絡保護 系統の短絡事故時の保護のため，次の保護リレーを設置していただきます。なお，必要に応じて連系する系統と同じ方式の保護リレーを設置していただきます。 (イ)　同期発電機を用いる場合 連系する系統の短絡事故を検出し，発電設備を解列することのできる短絡方向リレーを設置していただきます。ただし，当該リレーが有効に機能しない場合は，短絡方向距離リレーまたは電流差動リレーを設置していただきます。 (ロ)　誘導発電機，二次励磁発電機または逆変換装置を用いる場合 連系する系統の短絡事故時に，発電電圧の異常低下を検出し解列することのできる不足電圧リレーを設置すること。 なお，この不足電圧リレーは発電設備等事故対策用の不足電圧リレーと兼用することができます。 ロ　地絡保護 系統の地絡事故時の保護のため，次の保護リレーを設置していただきます。なお，必要に応じて連系する系統と同じ方式の保護リレーを設置していただきます。 (イ)　中性点直接接地方式の系統に連系する場合は，電流差動リレーを設置していただきます。 (ロ)　中性点直接接地方式以外の系統に連系する場合は，地絡過電圧リレーを設置していただきます。当該	(2)　系統側事故対策 イ　短絡保護 系統の短絡事故時の保護のため，次の保護リレーを設置していただきます。 なお，必要に応じて連系する系統と同じ方式の保護リレーを設置していただきます。 (イ)　同期発電機を用いる場合 連系する系統の短絡事故を検出し，発電設備を解列することのできる短絡方向リレーを設置していただきます。ただし，当該リレーが有効に機能しない場合は，短絡方向距離リレーまたは電流差動リレーを設置していただきます。 (ロ)　誘導発電機，二次励磁発電機または逆変換装置を用いる場合 連系する系統の短絡事故時に，発電電圧の異常低下を検出し解列することのできる不足電圧リレーを設置すること。 なお，この不足電圧リレーは発電設備等事故対策用の不足電圧リレーと兼用することができます。 ロ　地絡保護 系統の地絡事故時の保護のため，次の保護リレーを設置していただきます。 なお，必要に応じて連系する系統と同じ方式の保護リレーを設置していただきます。 (イ)　中性点直接接地方式の系統に連系する場合は，電流差動リレーを設置していただきます。 (ロ)　中性点直接接地方式以外の系統に連系する場合は，地絡過電圧リレーを設置していただきます。当該

変更前（令和６年 10 月１日実施）	変更後（令和７年４月１日実施）
リレーが有効に機能しない場合は，地絡方向リレーまたは電流差動リレーを設置していただきます。ただし，次のいずれかを満たす場合は，地絡過電圧リレーを省略することができます。なお，連系当初は地絡過電圧リレーを省略可能な場合であっても，その後構内の負荷状況の変更や電力系統の変更等によって，地絡過電圧リレーの省略要件を満たさなくなった場合は，発電者，発電設備等を系統連系する需要者または契約者の責任において，地絡過電圧リレーを設置していただきます。 a　発電機引出口にある地絡過電圧リレーにより連系する系統の地絡事故を検出できる場合 b　発電設備等の出力が構内の負荷より小さく周波数低下リレーにより高速に単独運転を検出し解列することができる場合 c　逆電力リレー，不足電力リレーまたは受動的方式の単独運転防止機能を有する装置により高速に単独運転を検出し解列することができる場合	リレーが有効に機能しない場合は，地絡方向リレーまたは電流差動リレーを設置していただきます。ただし，次のいずれかを満たす場合は，地絡過電圧リレーを省略することができます。 なお，連系当初は地絡過電圧リレーを省略可能な場合であっても，その後構内の負荷状況の変更や電力系統の変更等によって，地絡過電圧リレーの省略要件を満たさなくなった場合は，発電者，発電設備等を系統連系する需要者または契約者の責任において，地絡過電圧リレーを設置していただきます。 a　発電機引出口にある地絡過電圧リレーにより連系する系統の地絡事故を検出できる場合 b　発電設備等の出力が構内の負荷より小さく周波数低下リレーにより高速に単独運転を検出し解列することができる場合 c　逆電力リレー，不足電力リレーまたは受動的方式の単独運転防止機能を有する装置により高速に単独運転を検出し解列することができる場合
(3)　単独運転防止対策	(3)　単独運転防止対策
イ　逆潮流がある場合	イ　逆潮流がある場合
適正な電圧・周波数を逸脱した単独運転を防止するため，周波数上昇リレーおよび周波数低下リレーまたは転送遮断装置を設置していただきます。また，周波数上昇リレーおよび周波数低下リレーは，単独運転状態になった場合に系統電圧が定格電圧の 40%程度まで低下したとしても周波数を検出可能なものとしていただきます。 なお，上記特性を有しないときは，単独運転状態になった場合に系統等に影響を与えるまでに低下した系統電圧を検出可能な不足電圧リレーと組み合わせて補完しながら使用していただきます。また，必要により周波数上昇リレーおよび周波数低下リレーに加えて転送遮断装置を設置していただく場合があります。 また，単独系統を復旧（本系統へ再並列）するにあたり，系統電源と当該発電設備等の周波数，電圧および位相差が合致しない場合には，当社からの指令を受け，当該発電設備等を速やかに単独系統から解列していただきます。	適正な電圧・周波数を逸脱した単独運転を防止するため，周波数上昇リレーおよび周波数低下リレーまたは転送遮断装置を設置していただきます。また，周波数上昇リレーおよび周波数低下リレーは，単独運転状態になった場合に系統電圧が定格電圧の 40%程度まで低下したとしても周波数を検出可能なものとしていただきます。 なお，上記特性を有しないときは，単独運転状態になった場合に系統等に影響を与えるまでに低下した系統電圧を検出可能な不足電圧リレーと組み合わせて補完しながら使用していただきます。また，必要により周波数上昇リレーおよび周波数低下リレーに加えて転送遮断装置を設置していただく場合があります。 また，単独系統を復旧（本系統へ再並列）するにあたり，系統電源と当該発電設備等の周波数，電圧および位相差が合致しない場合には，当社からの指令を受け，当該発電設備等をすみやかに単独系統から解列していただきます。
ロ　逆潮流がない場合	ロ　逆潮流がない場合
単独運転防止のため，周波数上昇リレーおよび周波数低下リレーを設置していただきます。ただし，発電設備等の出力容量が系統の負荷と均衡する場合であって，周波数上昇リレーまたは周波数低下リレーにより検出・保護できないおそれがあるときは，逆電力リレーを設置していただきます。	単独運転防止のため，周波数上昇リレーおよび周波数低下リレーを設置していただきます。ただし，発電設備等の出力容量が系統の負荷と均衡する場合であって，周波数上昇リレーまたは周波数低下リレーにより検出・保護できないおそれがあるときは，逆電力リレーを設置していただきます。
(4)　事故波及防止対策	(4)　事故波及防止対策
発電機が脱調したときの事故波及を防止するため，脱調分離リレーを必要により設置していただく場合があります。	発電機が脱調したときの事故波及を防止するため，脱調分離リレーを必要により設置していただく場合があります。
(5)　構内設備事故対策	(5)　構内設備事故対策
イ　母 線 事 故	イ　母 線 事 故
構内母線事故時にはすみやかに当該遮断器を遮断するため，母線保護リレー等を設置していただきます。	構内母線事故時にはすみやかに当該遮断器を遮断するため，母線保護リレー等を設置していただきます。
ロ　変圧器事故	ロ　変圧器事故
変圧器事故時には変圧器に接続する全端子の遮断器を遮断するため，変圧器高圧側設置の過電流リレーまたは変圧器内部事故検出用の比率差動リレーを設置していただきます。	変圧器事故時には変圧器に接続する全端子の遮断器を遮断するため，変圧器高圧側設置の過電流リレーまたは変圧器内部事故検出用の比率差動リレーを設置していただきます。
(6)　事故除去時間	(6)　事故除去時間
中性点直接接地系統においては，同期安定度確保，瞬時電圧低下の影響，電磁誘導障害対策面で高速な事故除去が求められるため，連系点および同一電圧階級設備の遮断器，保護リレーの動作時間を以下のとおり	中性点直接接地系統においては，同期安定度確保，瞬時電圧低下の影響，電磁誘導障害対策面で高速な事故除去が求められるため，連系点および同一電圧階級設備の遮断器，保護リレーの動作時間を以下のとおり

変更前（令和６年 10 月１日実施）	変更後（令和７年４月１日実施）
としていただきます。 イ　遮断器：2 サイクル以内 ロ　保護リレー（短絡・地絡事故除去用）：2 サイクル以内 なお，上記を基本とし，中性点直接接地系統以外を含め，系統固有の事由等により個別に協議させていただく場合があります。 (7)　そ　の　他 受電側接続設備の標準的な送電線保護リレーは表Ⅳ－2（標準的な送電線保護リレー）に示す方式といたします。 なお，表Ⅳ－2（標準的な送電線保護リレー）に記載されていないものについては別途協議させていただきます。	としていただきます。 イ　遮断器：2 サイクル以内 ロ　保護リレー（短絡・地絡事故除去用）：2 サイクル以内 なお，上記を基本とし，中性点直接接地系統以外を含め，系統固有の事由等により個別に協議させていただく場合があります。 (7)　そ　の　他 受電側接続設備の標準的な送電線保護リレーは表Ⅳ－2（標準的な送電線保護リレー）に示す方式といたします。 なお，表Ⅳ－2（標準的な送電線保護リレー）に記載されていないものについては別途協議させていただきます。

変更前（令和６年10月１日実施）

表Ⅳ－2　標準的な送電線保護リレー

連系設備		電圧階級(kV)	保護種別	系列数	系統連系希望者側		当社電気所側	
					短絡	地絡	短絡	地絡
1回線	専用引出※1	187	主保護	1	PCM電流差動リレー		同左	
			後備保護		距離リレー		同左	
		66	主保護	1	短絡方向リレー(距離リレー※2)	地絡過電圧リレー	距離リレー	地絡方向リレー,地絡過電圧リレー
	分岐※1	187	主保護	1	PCM電流差動リレー		同左	
			後備保護		方向比較リレー(受信専用)		方向比較付距離リレー	
		66	主保護	1	短絡方向リレー(距離リレー※2)	地絡過電圧リレー	距離リレー	地絡方向リレー,地絡過電圧リレー
		33	主保護	1	過電流リレー		過電流リレー	
2回線	専用引出※1	275※3	主保護	2	PCM電流差動リレー		同左	
			後備保護		距離リレー		同左	
		187	主保護	1	PCM電流差動リレー		同左	
			後備保護		方向比較付距離リレー		同左	
		66	主保護	1	回線選択リレー(PCM電流差動リレー※4)		同左	
			後備保護		距離リレー	地絡方向リレー,地絡過電圧リレー	同左	
	分岐※1	187※3	主保護	2	PCM電流差動リレー		同左	
			後備保護		距離リレー		同左	
		66	主保護	1	回線選択リレー(PCM電流差動リレー※4)		同左	
			後備保護		距離リレー	地絡方向リレー,地絡過電圧リレー	同左	

※1　専用引出：当該系統連系希望者のみが連系する受電側接続設備を当社電気所から直接引き出す連系形態をいいます。
　　分　　岐：既設送電線から分岐する連系形態をいいます。
※2　距離リレーは，短絡方向リレーでは電源側の短絡検出リレーと協調が図れない場合に適用いたします。
※3　リレー盤新設の場合の標準的な構成は，主後一体型（PCM電流差動リレー／距離リレー）２系列といたします。
※4　PCM電流差動リレーは，短距離送電線，多端子系統，零相循環電流の発生等により回線選択方式が有効に機能しない場合に適用いたします。

61　再閉路方式

自動再閉路を実施している送電線へ連系する場合で，自動再閉路方式を採用するときは，連系送電線の再閉路方式と協調を図っていただき，必要な設備を設置していただきます。

変更後（令和７年４月１日実施）

表Ⅳ－2　標準的な送電線保護リレー

連系設備		電圧階級(kV)	保護種別	系列数	系統連系希望者側		当社電気所側	
					短絡	地絡	短絡	地絡
1回線	専用引出※1	187	主保護	1	PCM電流差動リレー		同左	
			後備保護		距離リレー		同左	
		66	主保護	1	短絡方向リレー(距離リレー※2)	地絡過電圧リレー	距離リレー	地絡方向リレー,地絡過電圧リレー
	分岐※1	187	主保護	1	PCM電流差動リレー		同左	
			後備保護		方向比較リレー(受信専用)		方向比較付距離リレー	
		66	主保護	1	短絡方向リレー(距離リレー※2)	地絡過電圧リレー	距離リレー	地絡方向リレー,地絡過電圧リレー
		33	主保護	1	過電流リレー		過電流リレー	
2回線	専用引出※1	275※3	主保護	2	PCM電流差動リレー		同左	
			後備保護		距離リレー		同左	
		187	主保護	1	PCM電流差動リレー		同左	
			後備保護		方向比較付距離リレー		同左	
		66	主保護	1	回線選択リレー(PCM電流差動リレー※4)		同左	
			後備保護		距離リレー	地絡方向リレー,地絡過電圧リレー	同左	
	分岐※1	187※3	主保護	2	PCM電流差動リレー		同左	
			後備保護		距離リレー		同左	
		66	主保護	1	回線選択リレー(PCM電流差動リレー※4)		同左	
			後備保護		距離リレー	地絡方向リレー,地絡過電圧リレー	同左	

※1　専用引出：当該系統連系希望者のみが連系する受電側接続設備を当社電気所から直接引き出す連系形態をいいます。
　　分　　岐：既設送電線から分岐する連系形態をいいます。
※2　距離リレーは，短絡方向リレーでは電源側の短絡検出リレーと協調が図れない場合に適用いたします。
※3　リレー盤新設の場合の標準的な構成は，主後一体型（PCM電流差動リレー／距離リレー）２系列といたします。
※4　PCM電流差動リレーは，短距離送電線，多端子系統，零相循環電流の発生等により回線選択方式が有効に機能しない場合に適用いたします。

63　再閉路方式

自動再閉路を実施している送電線へ連系する場合で，自動再閉路方式を採用するときは，連系送電線の再閉路方式と協調を図っていただき，必要な設備を設置していただきます。

変更前（令和６年 10 月１日実施）	変更後（令和７年４月１日実施）

なお，受電側接続設備の標準的な送電線再閉路方式は表Ⅳ－3（標準的な送電線再閉路方式）によります。

表Ⅳ－3　標準的な送電線再閉路方式

電圧階級（kV）		適用再閉路方式	方式概要
275，187	1 回線	高速度単相＋低速度三相再閉路	1 線地絡事故の場合に，事故相のみを遮断し，当該相のみを高速に再閉路する方式（低速度三相再閉路は 66，33kV の項参照）
	2 回線	高速度多相＋低速度三相再閉路	平行 2 回線送電線の事故で，異なる二相以上が健全な場合に，事故相のみを遮断し，当該相のみを高速に再閉路する方式（低速度三相再閉路は 66，33kV の項参照）
66，33		低速度三相再閉路	当該回線の事故時に，三相一括遮断し，回線単位に三相一括で再閉路する方式

62　保護装置の設置場所

保護リレーは，受電地点または故障の検出が可能な場所に設置していただきます。

63　解　列　箇　所

保護装置が動作した場合の解列箇所は，原則として，系統から発電設備等を解列することができる次のいずれかの箇所としていただきます。

なお，当社から解列箇所を指定させていただく場合があります。

(1)　受電用遮断器
(2)　発電設備等出力端遮断器
(3)　発電設備等連絡用遮断器
(4)　母線連絡用遮断器

また，解列にあたっては，発電設備等を電路から機械的に切り離すことができ，かつ，電気的にも完全な絶縁状態を保持しなければならないため，原則として，半導体のみで構成された電子スイッチを遮断装置として適用することはできません。

64　保護リレーの設置相数

保護リレーの設置相数は次のとおりとしていただきます。

(1)　地絡過電圧リレー，地絡方向リレー，地絡検出用電流差動リレーおよび地絡検出用回線選択リレーは零相回路に設置すること。
(2)　過電圧リレー，周波数上昇リレー，周波数低下リレーおよび逆電力リレーは 1 相設置とすること。
(3)　不足電力リレーは 2 相設置とすること。
(4)　短絡方向リレー，不足電圧リレー，短絡検出・地絡検出兼用電流差動リレー，短絡検出用電流差動リレー，短絡方向距離リレー，短絡検出用回線選択リレーおよび地絡方向距離リレーは 3 相設置とすること。

なお，受電側接続設備の標準的な送電線再閉路方式は表Ⅳ－3（標準的な送電線再閉路方式）によります。

表Ⅳ－3　標準的な送電線再閉路方式

電圧階級（kV）		適用再閉路方式	方式概要
275，187	1 回線	高速度単相＋低速度三相再閉路	1 線地絡事故の場合に，事故相のみを遮断し，当該相のみを高速に再閉路する方式（低速度三相再閉路は 66，33kV の項参照）
	2 回線	高速度多相＋低速度三相再閉路	平行 2 回線送電線の事故で，異なる二相以上が健全な場合に，事故相のみを遮断し，当該相のみを高速に再閉路する方式（低速度三相再閉路は 66，33kV の項参照）
66，33		低速度三相再閉路	当該回線の事故時に，三相一括遮断し，回線単位に三相一括で再閉路する方式

64　保護装置の設置場所

保護リレーは，受電地点または故障の検出が可能な場所に設置していただきます。

65　解　列　箇　所

保護装置が動作した場合の解列箇所は，原則として，系統から発電設備等を解列することができる次のいずれかの箇所としていただきます。

なお，当社から解列箇所を指定させていただく場合があります。

(1)　受電用遮断器
(2)　発電設備等出力端遮断器
(3)　発電設備等連絡用遮断器
(4)　母線連絡用遮断器

また，解列にあたっては，発電設備等を電路から機械的に切り離すことができ，かつ，電気的にも完全な絶縁状態を保持しなければならないため，原則として，半導体のみで構成された電子スイッチを遮断装置として適用することはできません。

66　保護リレーの設置相数

保護リレーの設置相数は次のとおりとしていただきます。

(1)　地絡過電圧リレー，地絡方向リレー，地絡検出用電流差動リレーおよび地絡検出用回線選択リレーは零相回路に設置すること。
(2)　過電圧リレー，周波数上昇リレー，周波数低下リレーおよび逆電力リレーは 1 相設置とすること。
(3)　不足電力リレーは 2 相設置とすること。
(4)　短絡方向リレー，不足電圧リレー，短絡検出・地絡検出兼用電流差動リレー，短絡検出用電流差動リレー，短絡方向距離リレー，短絡検出用回線選択リレーおよび地絡方向距離リレーは 3 相設置とすること。

変更前（令和６年 10 月１日実施）	変更後（令和７年４月１日実施）
65　自動負荷制限および発電抑制 (1)　発電設備等の脱落時等に主として連系する送電線および変圧器等が過負荷になるおそれがある場合は，自動的に負荷を制限する対策を行なっていただきます。 また，系統事故等により他の送電線および変圧器等が過負荷になるおそれがある場合，または系統の安定度や周波数等が維持できないおそれがある場合には，自動で発電抑制または発電遮断もしくは発電増出力（揚水遮断および蓄電池の充電停止を含みます。）を行なっていただくことがあります。 なお，この場合，発電場所に必要な装置を設置していただきます。 ただし，出力変動緩和対策として設置していただく蓄電池については，充電を停止することにより，出力変動緩和の機能を喪失することになるため，本要件の適用範囲外とします。 (2)　あらかじめ当社が指定した送電線１回線，変圧器１台その他の電力設備の単一故障の発生時に保護装置により行なわれるすみやかな発電抑制または発電遮断（以下，「Ｎ－1 電制」といいます。）を実施することで，運用容量を拡大することが効率的な設備形成に資すると当社が判断した場合，Ｎ－1 電制を実施するために発電設備等に設置する制御装置等（以下，「Ｎ－1 電制装置」といいます。）を設置することが適当であると判断した発電設備等を指定して，当該発電設備等を維持および運用する発電者または新規に送電系統への連系を行なう発電者に対して，Ｎ－1 電制装置の設置を求めることがあります。この場合，正当な理由がない限り，発電場所へのＮ－1 電制装置の設置およびその他Ｎ－1 電制の実施に必要な対応をしていただきます。	**67　自動負荷制限および発電抑制** (1)　発電設備等の脱落時等に主として連系する送電線および変圧器等が過負荷になるおそれがある場合は，自動的に負荷を制限する対策を行なっていただきます。 また，系統事故等により他の送電線および変圧器等が過負荷になるおそれがある場合，または系統の安定度や周波数等が維持できないおそれがある場合には，自動で発電抑制もしくは発電遮断または発電増出力（揚水遮断および蓄電池の充電停止を含みます。）を行なっていただくことがあります。 なお，この場合，発電場所に必要な装置を設置していただきます。 ただし，出力変動緩和対策として設置していただく蓄電池については，充電を停止することにより，出力変動緩和の機能を喪失することになるため，本要件の適用範囲外とします。 (2)　あらかじめ当社が指定した送電線１回線，変圧器１台その他の電力設備の単一故障の発生時に保護装置により行なわれるすみやかな発電抑制または発電遮断（以下，「Ｎ－1 電制」といいます。）を実施することで，運用容量を拡大することが効率的な設備形成に資すると当社が判断した場合，Ｎ－1 電制を実施するために発電設備等に設置する制御装置等（以下，「Ｎ－1 電制装置」といいます。）を設置することが適当であると判断した発電設備等を指定して，当該発電設備等を維持および運用する発電者または新規に送電系統への連系を行なう発電者に対して，Ｎ－1 電制装置の設置を求めることがあります。この場合，正当な理由がない限り，発電場所へのＮ－1 電制装置の設置およびその他Ｎ－1 電制の実施に必要な対応をしていただきます。
66　線路無電圧確認装置の設置 発電設備等を連系する変電所の引出口に線路無電圧確認装置が設置されていない場合には，再閉路時の事故防止のために，発電設備等を連系する変電所の引出口に線路無電圧確認装置を設置することといたします。 ただし，逆潮流がない場合であって，電力系統との連系に係る保護リレー，計器用変流器，計器用変圧器，遮断器および制御用電源配線が，相互予備となるように２系列化されているときは，線路無電圧確認装置を省略できるものといたします。 なお，２系列を構成する装置については，次のいずれかにより簡素化を図ることができるものといたします。 (1)　２系列の保護リレーのうちの１系列は，不足電力リレーのみとすることができるものといたします。 (2)　計器用変流器は，不足電力リレーを計器用変流器の末端に配置する場合，１系列目と２系列目を兼用できるものといたします。 (3)　計器用変圧器は，不足電圧リレーを計器用変圧器の末端に配置する場合，１系列目と２系列目を兼用できるものといたします。	**68　線路無電圧確認装置の設置** 発電設備等を連系する変電所の引出口に線路無電圧確認装置が設置されていない場合には，再閉路時の事故防止のために，発電設備等を連系する変電所の引出口に線路無電圧確認装置を設置することといたします。ただし，逆潮流がない場合であって，電力系統との連系に係る保護リレー，計器用変流器，計器用変圧器，遮断器および制御用電源配線が，相互予備となるように２系列化されているときは，線路無電圧確認装置を省略できるものといたします。 なお，２系列を構成する装置については，次のいずれかにより簡素化を図ることができるものといたします。 (1)　２系列の保護リレーのうちの１系列は，不足電力リレーのみとすることができるものといたします。 (2)　計器用変流器は，不足電力リレーを計器用変流器の末端に配置する場合，１系列目と２系列目を兼用できるものといたします。 (3)　計器用変圧器は，不足電圧リレーを計器用変圧器の末端に配置する場合，１系列目と２系列目を兼用できるものといたします。
67　発電機運転制御装置の付加 (1)　系統安定化，潮流制御のための機能 系統安定化，潮流制御等の理由により運転制御が必要な場合には，次の機能を具備した運転制御装置を設置していただきます。 なお，設置については個別に協議させていただきます。 イ　PSS（Power System Stabilizer） ロ　超速応励磁自動電圧調整機能 (2)　周波数調整のための機能 火力発電設備および混焼バイオマス発電設備（地域資源バイオマス発電設備を除きます。）については，次	**69　発電機運転制御装置の付加** (1)　系統安定化，潮流制御のための機能 系統安定化，潮流制御等の理由により運転制御が必要な場合には，次の機能を具備した運転制御装置を設置していただきます。 なお，設置については個別に協議させていただきます。 イ　PSS（Power System Stabilizer） ロ　超速応励磁自動電圧調整機能 (2)　周波数調整のための機能 火力発電設備，混焼バイオマス発電設備（地域資源バイオマス発電設備を除きます。）および揚水発電設備

変更前（令和６年 10 月１日実施）	変更後（令和７年４月１日実施）
の周波数調整機能を具備していただきます。 なお，その他の発電設備等については，個別に協議させていただきます。 イ　ガバナフリー（GF）運転機能 タービンの調速機（以下，「ガバナ」といいます。）を系統周波数の変動に応じて発電機出力を変化させるように運転（ガバナフリー〔GF〕運転）する機能を具備すること。 ロ　LFC（Load Frequency Control：負荷周波数制御）機能 当社からの LFC 信号に追従し，発電機出力を変動させる機能を具備すること。 ハ　周波数変動補償機能 標準周波数±0.1Hz をこえた場合，系統の周波数変動により，ガバナで調整した出力を発電所の自動出力制御装置が，出力指令値に引き戻すことがないように，ガバナによる出力変動相当を出力指令値に加算する機能を具備すること。 ニ　EDC（Economic load Dispatching Control：経済負荷配分制御）機能 当社からの出力指令値に発電機出力を自動追従制御する機能を具備すること。 ホ　出力低下防止機能 100MW 以上の火力発電設備は，周波数 48.5Hz までは発電機出力を低下しない，周波数 48.5Hz 以下については，1Hz 低下するごとに 5%以内の出力低下に抑える，または，一度出力低下しても回復する機能を具備すること。 また，具体的な発電設備の性能は，表Ⅳ－4（具体的な発電設備の性能）に示すとおりといたします。ただし，系統の電源構成の状況等，必要に応じて別途協議を行なうことがあります。	（発電方向）については，次の周波数調整機能を具備していただきます。 なお，その他の発電設備等については，個別に協議させていただきます。 イ　火力発電設備および混焼バイオマス発電設備（地域資源バイオマス発電設備を除きます。） (イ)　ガバナフリー（GF）運転機能 タービンの調速機（以下，「ガバナ」といいます。）を系統周波数の変動に応じて発電機出力を変化させるように運転（ガバナフリー〔GF〕運転）する機能を具備すること。 (ロ)　LFC（Load Frequency Control：負荷周波数制御）機能 当社からの LFC 信号に追従し，発電機出力を変動させる機能を具備すること。 (ハ)　周波数変動補償機能 標準周波数±0.1Hz をこえた場合，系統の周波数変動により，ガバナで調整した出力を発電所の自動出力制御装置が，出力指令値に引き戻すことがないように，ガバナによる出力変動相当を出力指令値に加算する機能を具備すること。 (ニ)　EDC（Economic load Dispatching Control：経済負荷配分制御）機能 当社からの出力指令値に発電機出力を自動追従制御する機能を具備すること。 (ホ)　出力低下防止機能 火力発電設備およびコージェネレーション（ガスタービン・ガスエンジンを採用した 60MW 未満のコージェネレーションを除きます。）は，周波数 48.5Hz までは発電機出力を低下しない，周波数 48.5Hz 以下については，1Hz 低下するごとに 5%以内の出力低下に抑える，または，一度出力低下しても回復する機能もしくは装置を具備すること。 なお，周波数変動に鋭敏な負荷設備や，構内設備（発電用所内電源を除きます。）への電源供給維持のため，自立運転に移行する必要がある自家用発電設備等については，対策内容を協議させていただきます。 なお，具体的な発電設備の性能は，表Ⅳ－4（具体的な火力発電設備および混焼バイオマス発電設備〔地域資源バイオマス発電設備を除く。〕の性能）に示すとおりといたします。ただし，系統の電源構成の状況等，必要に応じて別途協議を行なうことがあります。

変更前（令和６年 10 月１日実施）

表Ⅳ－4　具体的な発電設備の性能

	発電機定格出力	100MW 以上	
		ガスタービンおよびガスタービンコンバインドサイクル発電設備	その他の火力発電設備および混焼バイオマス発電設備※7
機能・仕様等	GF 調定率	4%以下	4%以下
	GF 幅※1	5%以上 （定格出力基準）	3%以上 （定格出力基準）
	GF 制御応答性	2 秒以内に出力変化開始， 10 秒以内に GF 幅の出力変化完了※5	
	LFC 幅	±5%以上 （定格出力基準）	±5%以上 （定格出力基準）
	LFC 変化速度※2	5%／分以上 （定格出力基準）	1%／分以上 （定格出力基準）
	LFC 制御応答性	20 秒以内に出力変化開始※5	60 秒以内に出力変化開始※5
	EDC 変化速度※2	5%／分以上 （定格出力基準）	1%／分以上 （定格出力基準）
	EDC 制御応答性	20 秒以内に出力変化開始※5	60 秒以内に出力変化開始※5
	EDC＋LFC 変化速度	10%／分以上 （定格出力基準）	1%／分以上 （定格出力基準）
	最低出力※3※4 （定格出力基準）	50%以下 DSS 機能具備※6	30%以下

※1　ガスタービンおよびガスタービンコンバインドサイクル発電設備（以下，「GT および GTCC」といいます。）については負荷制限設定値までの上げ余裕値が定格出力の 5%以上，その他の発電機については定格出力の 3%以上を確保。定格出力付近等の要件を満たせない出力帯については別途協議

※2　定格出力付近のオーバーシュート防止や低出力帯での安定運転により要件を満たせない場合には別途協議

※3　気化ガス（BOG）処理等により最低出力を満たせない場合には別途協議

※4　EDC・LFC 指令で制御可能な最低出力

※5　記載の秒数は目安値とし，可能な限り早期に出力変化開始し，出力変化完了すること。

※6　日間起動停止運転（DSS）は，発電機解列～並列まで 8 時間以内で可能なこと。

※7　地域資源バイオマス発電設備を除きます。

変更後（令和７年４月１日実施）

表Ⅳ－4　具体的な火力発電設備および混焼バイオマス発電設備（地域資源バイオマス発電設備を除く。）の性能

	発電機定格出力	100MW 以上	
		ガスタービンおよびガスタービンコンバインドサイクル発電設備	その他の火力発電設備および混焼バイオマス発電設備※7
機能・仕様等	GF 調定率	4%以下	4%以下
	GF 幅※1	5%以上 （定格出力基準）	3%以上 （定格出力基準）
	GF 制御応答性	2 秒以内に出力変化開始， 10 秒以内に GF 幅の出力変化完了※5	
	LFC 幅	±5%以上 （定格出力基準）	±5%以上 （定格出力基準）
	LFC 変化速度※2	5%／分以上 （定格出力基準）	1%／分以上 （定格出力基準）
	LFC 制御応答性	20 秒以内に出力変化開始※5	60 秒以内に出力変化開始※5
	EDC 変化速度※2	5%／分以上 （定格出力基準）	1%／分以上 （定格出力基準）
	EDC 制御応答性	20 秒以内に出力変化開始※5	60 秒以内に出力変化開始※5
	EDC＋LFC 変化速度	10%／分以上 （定格出力基準）	1%／分以上 （定格出力基準）
	最低出力※3※4 （定格出力基準）	30%以下※8 DSS 機能具備※6	30%以下※8

※1　ガスタービンおよびガスタービンコンバインドサイクル発電設備（以下，「GT および GTCC」といいます。）については負荷制限設定値までの上げ余裕値が定格出力の 5%以上，その他の発電機については定格出力の 3%以上を確保。定格出力付近等の要件を満たせない出力帯については別途協議

※2　定格出力付近のオーバーシュート防止や低出力帯での安定運転により要件を満たせない場合には別途協議

※3　気化ガス（BOG）処理等により最低出力を満たせない場合には別途協議

※4　EDC・LFC 指令で制御可能な最低出力。停止により対応する発電設備の場合は，この限りではない。

※5　記載の秒数は目安値とし，可能な限り早期に出力変化開始し，出力変化完了すること。

※6　日間起動停止運転（DSS）は，発電機解列～並列まで 8 時間以内で可能なこと。

※7　地域資源バイオマス発電設備を除きます。

※8　59（需給バランス制約による発電設備等の出力の抑制）による。

変更前（令和６年 10 月１日実施）	変更後（令和７年４月１日実施）
また，周波数調整機能に必要な受信信号（EDC 指令値および LFC 指令値等）を受信する機能，および必要な送信信号（現在出力，可能最大発電出力〔GT および GTCC のみ。〕，EDC・LFC 使用／除外等）を送信する機能を具備していただきます。	また，周波数調整機能に必要な受信信号（EDC 指令値および LFC 指令値等）を受信する機能，および必要な送信信号（現在出力，可能最大発電出力〔GT および GTCC のみ。〕，EDC・LFC 使用／除外等）を送信する機能を具備していただきます。 ロ　揚水発電設備（発電方向） (イ)　ガバナフリー（GF）運転機能 水車のガバナを系統周波数の変動に応じて発電機出力を変化させるように運転（ガバナフリー〔GF〕運転）する機能を具備すること。 (ロ)　LFC（Load Frequency Control：負荷周波数制御）機能 当社からの LFC 信号に追従し，発電機出力を変動させる機能を具備すること。 (ハ)　周波数変動補償機能 標準周波数から当社が指定する閾値をこえた場合，系統の周波数変動により，ガバナで調整した出力を発電所の自動出力制御装置が，出力指令値に引き戻すことがないように，ガバナによる出力変動相当を出力指令値に加算する機能を具備すること。ただし，同等の機能を有する場合は省略することができる。 (ニ)　EDC（Economic load Dispatching Control：経済負荷配分制御）機能 当社からの出力指令値に発電機出力を自動追従制御する機能を具備すること。 なお，具体的な発電設備の性能は，表Ⅳ－5（具体的な揚水発電設備〔発電方向〕の性能）に示すとおりといたします。ただし，系統の電源構成の状況等，必要に応じて別途協議を行なうことがあります。

表Ⅳ－5　具体的な揚水発電設備（発電方向）の性能

機能・仕様等	発電機定格出力	10MW 以上
	GF 調定率	5%以下
	GF 幅	最低～定格出力
	GF 制御応答性	2 秒以内に出力変化開始，10 秒以内に変化量を完了（定格出力の 5%到達にて出力変化の完了とする）※1，※2
	LFC 幅	最低～定格出力※1
	LFC 変化速度	10%／分以上（定格出力基準）
	LFC 制御応答性	10 秒以内に出力変化開始※2，※3
	EDC 変化速度	10%／分以上（定格出力基準）
	EDC 制御応答性	10 秒以内に出力変化開始※2，※3
	EDC＋LFC 変化速度	10%／分以上（定格出力基準）

※1　水路系の影響により制約が発生する場合は別途協議

※2　記載の秒数は目安値とし，可能な限り早期に出力変化開始し，出力変化完了すること。

※3　慣性モーメントが大きい発電機は個別協議

また，周波数調整機能に必要な受信信号（EDC 指令値および LFC 指令値等）を受信する機能，および必要な送信信号（現在出力，EDC・LFC 使用／除外等）を送信する機能を具備していただきます。

変更前（令和６年 10 月１日実施）	変更後（令和７年４月１日実施）
(3)　早期再並列のための機能 定格出力の合計が 400MW 以上の火力（GTCC）発電設備については，送電系統の停電解消後，早期に再並列するために必要な装置を設置，または機能を具備していただきます。 (4)　電圧調整のための機能 イ　187kV 以上の系統に連系する発電設備等は，当社が指定する電圧，無効電力または力率に応じて運転可能な機能を具備し，有効電力に応じて出力可能な範囲で無効電力を調整できるようにしていただきます。 ロ　受電電圧が 110kV 以下の発電者の発電設備等でも，必要により，上記イと同じ機能を具備していただくことがあります。	(3)　早期再並列のための機能 定格出力の合計が 400MW 以上の火力（GTCC）発電設備については，送電系統の停電解消後，早期に再並列するために必要な装置を設置，または機能を具備していただきます。 (4)　電圧調整のための機能 イ　187kV 以上の系統に連系する発電設備等は，当社が指定する電圧，無効電力または力率に応じて運転可能な機能を具備し，有効電力に応じて出力可能な範囲で無効電力を調整できるようにしていただきます。 ロ　受電電圧が 110kV 以下の発電者の発電設備等でも，必要により，上記イと同じ機能を具備していただくことがあります。
68　**中性点接地装置の付加と電磁誘導障害防止対策の実施** 中性点の接地が必要な場合は，昇圧用変圧器の中性点に接地装置を設置していただきます。 また，中性点接地装置の設置により，当社の系統において電磁誘導障害防止対策および地中ケーブルの防護対策の強化等が必要となった場合には，適切な対策を講じていただきます。	70　**中性点接地装置の付加と電磁誘導障害防止対策の実施** 中性点の接地が必要な場合は，昇圧用変圧器の中性点に接地装置を設置していただきます。 また，中性点接地装置の設置により，当社の系統において電磁誘導障害防止対策および地中ケーブルの防護対策の強化等が必要となった場合には，適切な対策を講じていただきます。
69　**直流流出防止変圧器の設置** 逆変換装置を用いて発電設備等を連系する場合は，逆変換装置から直流が系統へ流出することを防止するために，受電地点と逆変換装置との間に変圧器（単巻変圧器を除きます。）を設置していただきます。 なお，設置する変圧器は，直流流出防止専用とする必要はありません。また，次のすべての条件を満たす場合は，変圧器の設置を省略することができます。 (1)　逆変換装置の交流出力側で直流を検出し，交流出力を停止する機能を有すること。 (2)　逆変換装置の直流回路が非接地であること，または逆変換装置に高周波変圧器を用いていること。	71　**直流流出防止変圧器の設置** 逆変換装置を用いて発電設備等を連系する場合は，逆変換装置から直流が系統へ流出することを防止するために，受電地点と逆変換装置との間に変圧器（単巻変圧器を除きます。）を設置していただきます。 なお，設置する変圧器は，直流流出防止専用とする必要はありません。また，次のすべての条件を満たす場合は，変圧器の設置を省略することができます。 (1)　逆変換装置の交流出力側で直流を検出し，交流出力を停止する機能を有すること。 (2)　逆変換装置の直流回路が非接地であること，または逆変換装置に高周波変圧器を用いていること。
70　**電　圧　変　動** (1)　常時電圧変動対策 発電設備等の連系による電圧変動は，常時電圧の概ね±1～2%以内を適正値とし，この範囲を逸脱しないよう，自動電圧調整装置（AVR）の設置等により，自動的に電圧を調整していただきます。 (2)　瞬時電圧変動対策 発電設備等の並解列時において，瞬時的に発生する電圧変動に対しても，常時電圧の±2%を目安に適正な範囲内に瞬時電圧変動を抑制していただきます。 イ　同期発電機を用いる場合は，制動巻線付きのもの（制動巻線を有しているものと同等以上の乱調防止効果を有する制動巻線付きでない同期発電機を含みます。）とするとともに自動同期検定装置を設置すること。 ロ　二次励磁制御巻線形誘導発電機を用いる場合には，自動同期検定機能を有するものを用いること。 ハ　誘導発電機を用いる場合で，並列時の瞬時電圧低下により系統の電圧が常時電圧から±2%程度をこえて逸脱するおそれがあるときは，限流リアクトル等を設置すること。なお，これにより対応できない場合には，同期発電機を用いる等の対策を行なうこと。 ニ　自励式の逆変換装置を用いる場合は，自動的に同期が取れる機能を有するものを用いること。 ホ　他励式の逆変換装置を用いる場合で，並列時の瞬時電圧低下により系統の電圧が適正値（常時電圧の 2%を目安とします。）を逸脱するおそれがあるときは，限流リアクトル等を設置すること。なお，これにより	72　**電　圧　変　動** (1)　常時電圧変動対策 発電設備等の連系による電圧変動は，常時電圧の概ね±1～2%以内を適正値とし，この範囲を逸脱しないよう，自動電圧調整装置（AVR）の設置等により，自動的に電圧を調整していただきます。 (2)　瞬時電圧変動対策 発電設備等の並解列時において，瞬時的に発生する電圧変動に対しても，常時電圧の±2%を目安に適正な範囲内に瞬時電圧変動を抑制していただきます。 イ　同期発電機を用いる場合は，制動巻線付きのもの（制動巻線を有しているものと同等以上の乱調防止効果を有する制動巻線付きでない同期発電機を含みます。）とするとともに自動同期検定装置を設置すること。 ロ　二次励磁制御巻線形誘導発電機を用いる場合には，自動同期検定機能を有するものを用いること。 ハ　誘導発電機を用いる場合で，並列時の瞬時電圧低下により系統の電圧が常時電圧から±2%程度をこえて逸脱するおそれがあるときは，限流リアクトル等を設置すること。 なお，これにより対応できない場合には，同期発電機を用いる等の対策を行なうこと。 ニ　自励式の逆変換装置を用いる場合は，自動的に同期が取れる機能を有するものを用いること。 ホ　他励式の逆変換装置を用いる場合で，並列時の瞬時電圧低下により系統の電圧が適正値（常時電圧の 2%を目安とします。）を逸脱するおそれがあるときは，限流リアクトル等を設置すること。

変更前（令和６年 10 月１日実施）	変更後（令和７年４月１日実施）
対応できない場合には，自励式の逆変換装置を用いること。 ヘ　発電設備等の出力変動や頻繁な並解列による電圧変動により他者に電圧フリッカ等の影響を及ぼすおそれがあるとき，適正値を逸脱するおそれがあるときには，次に示す電圧変動の抑制や並解列の頻度を低減する対策を行なうこと。 (イ)　風力発電設備等の頻繁な並解列により電圧フリッカ等が適正値を逸脱するおそれがあるときには，SVC の設置やサイリスタ等によるソフトスタート機能を有する装置を用いること。 (ロ)　風力発電設備等の出力変動により電圧フリッカ等が適正値を逸脱するおそれがあるときには，SVC 等を設置すること。 ［対策要否の判定基準例］ 受電地点における電圧フリッカレベル（ΔV_{10}）を 0.45V 以下（当該設備のみの場合は，0.23V 以下）に維持する。 (3)　そ　の　他 連系用変圧器加圧時の励磁突入電流による瞬時電圧低下により，系統の電圧が常時電圧から 10%をこえて逸脱するおそれがあるときは，その抑制対策を実施していただきます。	なお，これにより対応できない場合には，自励式の逆変換装置を用いること。 ヘ　発電設備等の出力変動や頻繁な並解列による電圧変動により他者に電圧フリッカ等の影響を及ぼすおそれがあるとき，適正値を逸脱するおそれがあるときには，次に示す電圧変動の抑制や並解列の頻度を低減する対策を行なうこと。 (イ)　風力発電設備等の頻繁な並解列により電圧フリッカ等が適正値を逸脱するおそれがあるときには，SVC の設置やサイリスタ等によるソフトスタート機能を有する装置を用いること。 (ロ)　風力発電設備等の出力変動により電圧フリッカ等が適正値を逸脱するおそれがあるときには，SVC 等を設置すること。 ［対策要否の判定基準例］ 受電地点における電圧フリッカレベル（ΔV_{10}）を 0.45V 以下（当該設備のみの場合は，0.23V 以下）に維持する。 (3)　そ　の　他 連系用変圧器加圧時の励磁突入電流による瞬時電圧低下により，系統の電圧が常時電圧から 10%をこえて逸脱するおそれがあるときは，その抑制対策を実施していただきます。
71　**出　力　変　動** 再生可能エネルギー発電設備を連系する場合であって，出力変動により他者に影響を及ぼすおそれがあるときは，出力変化率制限機能の具備等の対策を行なっていただきます。 風力発電設備の場合は，次のとおりです。 (1)　発電に必要な自然エネルギーが得られる状況において，連系点での 5 分間の最大変動幅が発電所設備容量の 10%以下となるよう対策を行なうこと。 なお，ウィンドファームコントローラーを有しない小規模発電所については，対策を別途協議する。 (2)　高風速時にカットアウトが予想される場合は，即座に停止しないよう，ストーム制御機能を具備する等の対策を行なうこと。また，カットインが予想される場合は，徐々に出力を上昇するよう対策を行なうこと。 (3)　系統周波数が上昇し適正値を逸脱するおそれがある場合は，発電設備の出力を調定率に応じて自動的に抑制すること。 なお，調定率は，2～5%の範囲で当社から指定する値とし，不感帯は 0.1Hz とする。	73　**出　力　変　動** 再生可能エネルギー発電設備を連系する場合であって，出力変動により他者に影響を及ぼすおそれがあるときは，出力変化率制限機能の具備等の対策を行なっていただきます。 (1)　太陽光発電設備の場合 発電に必要な自然エネルギーが得られる状況において，系統周波数が上昇または低下し適正値を逸脱するおそれがある場合は，発電設備の出力を調定率に応じて，自動的に出力変化すること。 (2)　風力発電設備の場合 イ　発電に必要な自然エネルギーが得られる状況において，連系点での 5 分間の最大変動幅が発電所設備容量の 10%以下となるよう対策を行なうこと。 なお，ウィンドファームコントローラーを有しない小規模発電所については，対策を別途協議する。 ロ　高風速時にカットアウトが予想される場合は，即座に停止しないよう，ストーム制御機能を具備する等の対策を行なうこと。また，カットインが予想される場合は，徐々に出力を上昇するよう対策を行なうこと。 ハ　発電に必要な自然エネルギーが得られる状況において，系統周波数が上昇または低下し適正値を逸脱するおそれがある場合は，発電設備の出力を調定率に応じて自動的に出力変化すること。 なお，具体的な発電設備の性能は，表Ⅳ－6（具体的な太陽光発電設備または風力発電の性能）の範囲で当社から指定する値とします。ただし，系統の電源構成の状況等，必要に応じて別途協議させていただきます。

<table>
<tr>
<th>変更前（令和６年 10 月１日実施）</th>
<th>変更後（令和７年４月１日実施）</th>
</tr>
<tr>
<td></td>
<td>

表Ⅳ－6（具体的な太陽光発電設備または風力発電の性能）

<table>
<tr><td></td><td>定格出力合計</td><td>2MW 以上
太陽光発電設備または風力発電設備</td></tr>
<tr><td rowspan="4">機能・仕様等</td><td>調定率</td><td>2～5%</td></tr>
<tr><td>制御応答性</td><td>2 秒以内に出力変化開始，10 秒以内に変化量を完了
（出力変化量の 50%到達にて出力変化の完了とする）</td></tr>
<tr><td>不感帯</td><td>±0.1Hz 以下</td></tr>
<tr><td>リザーブ量
（出力変化幅）※</td><td>0～10%（定格出力基準）</td></tr>
</table>

※リザーブ量は系統周波数低下時の出力増加対応として，発電出力の抑制時に使用可能なこと。
</td>
</tr>
<tr>
<td>

72　**短絡電流および地絡電流対策**

発電設備等の連系により系統の短絡電流および地絡電流が他者の遮断器の遮断容量等を上回るおそれがある場合は，短絡電流および地絡電流を制限する装置（限流リアクトル等）を設置していただきます。

73　**発電機定数・諸元**

連系系統や電圧階級によっては，発電機の安定運転対策や短絡電流および地絡電流抑制対策，慣性低下対策等の面から，発電機定数を当社から指定させていただく場合があります。

なお，標準的な発電機の過渡リアクタンス等の定数は，表Ⅳ－5（標準的な火力発電機の定数）に示す項目といたします。

表Ⅳ－5　標準的な火力発電機の定数

発電機定数	標準的な値
直軸過渡リアクタンス　（Xd’）	21　～　34　（%）※（不飽和値）
直軸初期過渡リアクタンス（Xd”）	14　～　28　（%）※（不飽和値）
直軸同期リアクタンス　（Xd）	150　～　230　（%）※
直軸開路時定数　（Tdo’）	5.0　～　10.0　（sec）
直軸初期開路時定数　（Tdo”）	0.03　～　0.10　（sec）
単位慣性定数　（2H）	7　～　20　（kW･sec／kVA）

※　発電機定格容量ベース

当社の求めに応じて，表Ⅳ－6（当社の求めに応じて提出していただく発電機諸元）の諸元を提出していただきます。
</td>
<td>

74　**短絡電流および地絡電流対策**

発電設備等の連系により系統の短絡電流および地絡電流が他者の遮断器の遮断容量等を上回るおそれがある場合は，短絡電流および地絡電流を制限する装置（限流リアクトル等）を設置していただきます。

75　**発電機定数・諸元**

連系系統や電圧階級によっては，発電機の安定運転対策や短絡電流および地絡電流抑制対策，慣性低下対策等の面から，発電機定数を当社から指定させていただく場合があります。

なお，標準的な発電機の過渡リアクタンス等の定数は，表Ⅳ－7（標準的な火力発電機の定数）に示す項目といたします。

表Ⅳ－7　標準的な火力発電機の定数

発電機定数	標準的な値
直軸過渡リアクタンス　（Xd’）	21　～　34　（%）※（不飽和値）
直軸初期過渡リアクタンス（Xd”）	14　～　28　（%）※（不飽和値）
直軸同期リアクタンス　（Xd）	150　～　230　（%）※
直軸開路時定数　（Tdo’）	5.0　～　10.0　（sec）
直軸初期開路時定数　（Tdo”）	0.03　～　0.10　（sec）
単位慣性定数　（2H）	7　～　20　（kW･sec／kVA）

※　発電機定格容量ベース

当社の求めに応じて，表Ⅳ－8（当社の求めに応じて提出していただく発電機諸元）の諸元を提出していただきます。
</td>
</tr>
</table>

変更前（令和６年 10 月１日実施）

表Ⅳ－6　当社の求めに応じて提出していただく発電機諸元

電源種	設　備	諸　元
共　通	発電プラント	定格容量，定格出力，台数，定格電圧
		最低出力
		所内負荷（定格，最低）
		力率（定格，運転可能範囲）
		運転可能周波数の範囲，運転継続時間
		単線結線図，系統並解列箇所
		発電プラントモデル（原動機の種類，発電機の種類）
		電気所監視制御方式
	構内設備	自家消費電力の最大値，最小値
		総合負荷力率
		電動機容量（高圧・低圧）
		電灯容量
		高調波発生機器と高調波対策資料
		電圧フリッカの発生源と対策設備資料
	受電用変圧器，連系用変圧器	定格（定格容量，定格電圧）
		インピーダンス（タップ電圧毎，変圧器定格容量ベース）
		励磁特性曲線
		制御方式，整定値
	調相設備	定格容量，台数
		制御方式，整定値
	アクセス線・構内線路	インピーダンス，アドミタンス

変更後（令和７年４月１日実施）

表Ⅳ－8　当社の求めに応じて提出していただく発電機諸元

電源種	設　備	諸　元
共　通	発電プラント	定格容量，定格出力，台数，定格電圧
		最低出力
		所内負荷（定格，最低）
		力率（定格，運転可能範囲）
		運転可能周波数の範囲，運転継続時間
		単線結線図，系統並解列箇所
		発電プラントモデル（原動機の種類，発電機の種類）
		電気所監視制御方式
	構内設備	自家消費電力の最大値，最小値
		総合負荷力率
		電動機容量（高圧・低圧）
		電灯容量
		高調波発生機器と高調波対策資料
		電圧フリッカの発生源と対策設備資料
	受電用変圧器，連系用変圧器	定格（定格容量，定格電圧）
		インピーダンス（タップ電圧毎，変圧器定格容量ベース）
		励磁特性曲線
		制御方式，整定値
	調相設備	定格容量，台数
		制御方式，整定値
	アクセス線・構内線路	インピーダンス，アドミタンス

変更前（令和６年 10 月１日実施）

電源種	設　備	諸　元
共　通	遮断器	定格（遮断電流，遮断時間）
		自動同期検定装置の有無
	保護装置	設置要素
		仕様
		設置場所
		設置相数
		解列箇所
		整定範囲
		整定値
		CT 比，VT 比
		シーケンスブロック
		送電線再閉路方式
	記　録	電気現象記録装置
誘導機	発電プラント	拘束リアクタンス
		限流リアクトル容量
		限時リアクトルインピーダンス
		慣性定数
		定格すべり
		等価回路定数

変更後（令和７年４月１日実施）

電源種	設　備	諸　元
共　通	遮断器	定格（遮断電流，遮断時間）
		自動同期検定装置の有無
	保護装置	設置要素
		仕様
		設置場所
		設置相数
		解列箇所
		整定範囲
		整定値
		CT 比，VT 比
		シーケンスブロック
		送電線再閉路方式
	記　録	電気現象記録装置
誘導機	発電プラント	拘束リアクタンス
		限流リアクトル容量
		限時リアクトルインピーダンス
		慣性定数
		定格すべり
		等価回路定数

変更前（令和６年 10 月１日実施）

電源種	設　備	諸　元
同期機	発電プラント	各種内部リアクタンス（飽和値，不飽和値）
		各種短絡時定数・開路時定数
		慣性定数（発電機＋タービン）
		制動巻線の有無
		飽和特性
		可能出力曲線
		発電機軸モデル
		発電機プラントモデル，モデル構築に必要なプラント，制御系の各種定数（ボイラ，タービン，水車等）
		並解列所要時間（平常時，事故時）
	制御装置	ガバナ系ブロック（調定率，GF 幅，CV，ICV モデルを含む）
		LFC・発電機出力制御ブロック
		EDC 変化速度（出力毎）
		LFC 幅・変化速度（出力毎）
		出力キープタイム（出力毎，上げ下げ）
		励磁装置の形式（直流・交流・サイリスタ・他）
		応答速度（超速応励磁か否か）
		励磁系ブロック（AVR，PSS，PSVR）
		FRT 要件の適用有無
		過励磁保護 59V/F ブロック
		OEL，UEL ブロック
水　力	発電プラント 制御装置	揚水待機・開始所要時間
		上ダム・下ダム運用可能水位
		電水比（kW/(m³/s)）

変更後（令和７年４月１日実施）

電源種	設　備	諸　元
同期機	発電プラント	各種内部リアクタンス（飽和値，不飽和値）
		各種短絡時定数・開路時定数
		慣性定数（発電機＋タービン）
		制動巻線の有無
		飽和特性
		可能出力曲線
		発電機軸モデル
		発電機プラントモデル，モデル構築に必要なプラント，制御系の各種定数（ボイラ，タービン，水車等）
		並解列所要時間（平常時，事故時）
	制御装置	ガバナ系ブロック（調定率，GF 幅，CV，ICV モデルを含む）
		LFC・発電機出力制御ブロック
		EDC 変化速度（出力毎）
		LFC 幅・変化速度（出力毎）
		出力キープタイム（出力毎，上げ下げ）
		励磁装置の形式（直流・交流・サイリスタ・他）
		応答速度（超速応励磁か否か）
		励磁系ブロック（AVR，PSS，PSVR）
		FRT 要件の適用有無
		過励磁保護 59V/F ブロック
		OEL，UEL ブロック
水　力	発電プラント 制御装置	揚水待機・開始所要時間
		上ダム・下ダム運用可能水位
		電水比（kW/(m³/s)）

変更前（令和６年 10 月１日実施）

電 源 種	設　　備	諸　　元
逆変換装置	発電プラント制御装置	メーカ，型式
		単独運転検出方式，整定値
		逆変換装置の容量
		通電電流制限値
		系統事故時の力率制御時間
		三相事故時の事故電流（大きさ，供給時間）
		一，二相事故時の事故電流（大きさ，供給時間）
		FRT 要件の適用有無
		無効電力制御方式，整定値
		慣性力供給能力
風　　力	発電プラント制御装置	周波数調定率設定可能範囲，不感帯設定可能範囲
		発電機の出力特性
		出力変動対策の方法
		蓄電池，ウィンドファームコントローラーの有無
蓄 電 池	発電プラント	蓄電容量
二次励磁機	発電プラント	拘束リアクタンス

また，必要に応じて，記載されていない諸元等，最新の諸元等を提供していただくことがあります。

74　昇圧用変圧器

連系系統や電圧階級によっては，短絡電流および地絡電流抑制対策，安定度維持対策，送電線保護リレー協調等の面から，昇圧用変圧器のインピーダンス等を当社から指定させていただく場合があります。また，無電圧タップ切替器の仕様（タップ数，電圧値，調整幅等）等を指定させていただく場合があります。

75　連　絡　体　制

(1)　発電者の構内事故や系統側の事故等により，連系用遮断器が動作した場合等（サイバー攻撃により設備異常が発生し，または発生するおそれがある場合を含みます。）には，当社制御所等と発電者との間で迅速かつ的確な情報連絡を行ない，すみやかに必要な措置を講ずる必要があります。このため，当社制御所等と発

変更後（令和７年４月１日実施）

電 源 種	設　　備	諸　　元
逆変換装置	発電プラント制御装置	メーカ，型式
		単独運転検出方式，整定値
		逆変換装置の容量
		通電電流制限値
		系統事故時の力率制御時間
		三相事故時の事故電流（大きさ，供給時間）
		一，二相事故時の事故電流（大きさ，供給時間）
		FRT 要件の適用有無
		無効電力制御方式，整定値
		慣性力供給能力
太 陽 光	発電プラント制御装置	発電機・制御モデル，モデルの各種定数
風　　力	発電プラント制御装置	周波数調定率設定可能範囲，不感帯設定可能範囲
		発電機の出力特性
		出力変動対策の方法
		蓄電池，ウィンドファームコントローラーの有無
		発電機・制御モデル，モデルの各種定数
蓄 電 池	発電プラント	蓄電容量
二次励磁機	発電プラント	拘束リアクタンス

また，必要に応じて，記載されていない諸元等，最新の諸元等を提供していただくことがあります。

76　昇圧用変圧器

連系系統や電圧階級によっては，短絡電流および地絡電流抑制対策，安定度維持対策，送電線保護リレー協調等の面から，昇圧用変圧器のインピーダンス等を当社から指定させていただく場合があります。また，無電圧タップ切替器の仕様（タップ数，電圧値，調整幅等）等を指定させていただく場合があります。

77　連　絡　体　制

(1)　発電者の構内事故や系統側の事故等により，連系用遮断器が動作した場合等（サイバー攻撃により設備異常が発生し，または発生するおそれがある場合を含みます。）には，当社制御所等と発電者との間で迅速かつ的確な情報連絡を行ない，すみやかに必要な措置を講ずる必要があります。このため，当社制御所等と発電

変更前（令和６年10月１日実施）	変更後（令和７年４月１日実施）
電者の技術員駐在箇所等との間には，保安通信用電話設備（専用保安通信用電話設備または電気通信事業者の専用回線電話）を設置していただきます。ただし，保安通信用電話設備は，33kV以下の特別高圧電線路と連系する場合には，次のうちのいずれかを用いることができます。	者の技術員駐在箇所等との間には，保安通信用電話設備（専用保安通信用電話設備または電気通信事業者の専用回線電話）を設置していただきます。ただし，保安通信用電話設備は，33kV以下の特別高圧電線路と連系する場合には，次のうちのいずれかを用いることができます。
イ　専用保安通信用電話設備	イ　専用保安通信用電話設備
ロ　電気通信事業者の専用回線電話	ロ　電気通信事業者の専用回線電話
ハ　次の条件をすべて満たす場合においては，一般加入電話または携帯電話	ハ　次の条件をすべて満たす場合においては，一般加入電話または携帯電話
(イ)　発電者側の交換機を介さず直接技術員との通話が可能な方式（交換機を介する代表番号方式ではなく，直接技術員駐在箇所へつながる単番方式）とし，発電設備等の保守監視場所に常時設置されていること。	(イ)　発電者側の交換機を介さず直接技術員との通話が可能な方式（交換機を介する代表番号方式ではなく，直接技術員駐在箇所へつながる単番方式）とし，発電設備等の保守監視場所に常時設置されていること。
(ロ)　話中の場合に割り込みが可能な方式（キャッチホン等）であること。	(ロ)　話中の場合に割り込みが可能な方式（キャッチホン等）であること。
(ハ)　停電時においても通話可能なものであること。	(ハ)　停電時においても通話可能なものであること。
(ニ)　災害時等において当社制御所等と連絡が取れない場合には，当社制御所等との連絡が取れるまでの間，発電設備等の解列または運転を停止すること。また，保安規程上明記されていること。	(ニ)　災害時等において当社制御所等と連絡が取れない場合には，当社制御所等との連絡が取れるまでの間，発電設備等の解列または運転を停止すること。また，保安規程上明記されていること。
(2)　特別高圧電線路と連系する場合には，当社制御所等と発電者との間に，系統運用上等必要な情報が相互に交換できるようスーパービジョンおよびテレメータを設置していただきます。この場合，収集する情報は，原則として，表Ⅳ－7（系統運用上等必要な情報）に示す項目といたします。	(2)　特別高圧電線路と連系する場合には，当社制御所等と発電者との間に，系統運用上等必要な情報が相互に交換できるようスーパービジョンおよびテレメータを設置していただきます。この場合，収集する情報は，原則として，表Ⅳ－9（系統運用上等必要な情報）に示す項目といたします。

変更前（令和６年 10 月１日実施）	変更後（令和７年４月１日実施）

表Ⅳ－7　系統運用上等必要な情報

情報種別	情報内容
スーパービジョン	発電機並列用遮断器の開閉状態※1
	連系用遮断器の開閉状態
	連系用断路器の開閉状態
	連系送電線用接地開閉器の開閉状態
	連系用遮断器を開放する線路保護リレーの動作状態
	線路保護リレーの切替開閉器の状態
	線路保護リレーの異常表示
	構内保護（母線保護）リレーの動作状態
	電圧・無効電力の制御モード
テレメータ	発電機の有効電力
	発電機の無効電力
	連系する母線（引込口母線）の電圧
	引込口（受電地点）の有効電力
	引込口（受電地点）の無効電力
	引込口（受電地点）の有効電力量（風力もしくは太陽光発電設備の場合）
	引込口（受電地点）の無効電力量（風力もしくは太陽光発電設備の場合）
	代表風車地点の風向・風速※2（風力発電設備の場合）
	発電最大能力値※3（風力発電設備の場合）
	全天日射強度（太陽光発電設備の場合）

※1　慣性把握のため，系統に慣性を供給できる同期発電機は，最小単位の発電設備１台毎に設置していただきます。

※2　ナセルで計測する風向・風速

※3　運転可能な発電設備の定格出力（出力制約がある場合は可能な範囲でそれを考慮）の合計。ただし，困難な場合は運転可能な発電設備の台数

76　電気現象記録装置

発電設備等の挙動等を正確に把握するため，短い周期で時刻同期のとれた電圧，電流，電力等の計測値を連続的に記録し，当社制御所等へ伝送する電気現象記録装置（自動オシロ装置，高調波監視記録装置等を含みます。）を設置していただくことがあります。

表Ⅳ－9　系統運用上等必要な情報

情報種別	情報内容
スーパービジョン	発電機並列用遮断器の開閉状態※1
	連系用遮断器の開閉状態
	連系用断路器の開閉状態
	連系送電線用接地開閉器の開閉状態
	連系用遮断器を開放する線路保護リレーの動作状態
	線路保護リレーの切替開閉器の状態
	線路保護リレーの異常表示
	構内保護（母線保護）リレーの動作状態
	電圧・無効電力の制御モード
テレメータ	発電機の有効電力
	発電機の無効電力
	連系する母線（引込口母線）の電圧
	引込口（受電地点）の有効電力
	引込口（受電地点）の無効電力
	引込口（受電地点）の有効電力量（風力または太陽光発電設備の場合）
	引込口（受電地点）の無効電力量（風力または太陽光発電設備の場合）
	代表風車地点の風向・風速※2（風力発電設備の場合）
	発電最大能力値※3（風力発電設備の場合）
	全天日射強度（太陽光発電設備の場合）

※1　慣性把握のため，系統に慣性を供給できる同期発電機は，最小単位の発電設備１台毎に設置していただきます。

※2　ナセルで計測する風向・風速

※3　運転可能な発電設備の定格出力（出力制約がある場合は可能な範囲でそれを考慮）の合計。ただし，困難な場合は運転可能な発電設備の台数

78　電気現象記録装置

発電設備等の挙動等を正確に把握するため，短い周期で時刻同期のとれた電圧，電流，電力等の計測値を連続的に記録し，当社制御所等へ伝送する電気現象記録装置（自動オシロ装置，高調波監視記録装置等を含みます。）を設置していただくことがあります。

変更前（令和６年 10 月１日実施）	変更後（令和７年４月１日実施）
77　**サイバーセキュリティ対策** 事業用電気工作物（発電事業の用に供するものに限ります。）は，電気事業法にもとづき，電力制御システムセキュリティガイドラインに準拠した対策を講じていただきます。 自家用電気工作物（発電事業の用に供するものおよび小規模事業用電気工作物を除く。）に係る遠隔監視システムおよび制御システムは，自家用電気工作物に係るサイバーセキュリティの確保に関するガイドラインに準拠した対策を講じていただきます。 上記以外の発電設備等については，サイバー攻撃による発電設備等の異常動作を防止し，または発電設備等がサイバー攻撃を受けた場合にすみやかな異常の除去，影響範囲の局限化等を行なうために次のとおり，適切なサイバーセキュリティ対策を講じていただきます。 (1)　外部ネットワークや他ネットワークを通じた発電設備等の制御に係るシステムへの影響を最小化するための対策を講じること。 (2)　発電設備等の制御に係るシステムには，マルウェアの侵入防止対策を講じること。 (3)　発電設備等に関し，セキュリティ管理責任者を設置すること。	79　**サイバーセキュリティ対策** 事業用電気工作物（発電事業の用に供するものに限ります。）は，電気事業法にもとづき，電力制御システムセキュリティガイドラインに準拠した対策を講じていただきます。 自家用電気工作物（発電事業の用に供するものおよび小規模事業用電気工作物を除きます。）に係る遠隔監視システムおよび制御システムは，自家用電気工作物に係るサイバーセキュリティの確保に関するガイドラインに準拠した対策を講じていただきます。 上記以外の発電設備等については，サイバー攻撃による発電設備等の異常動作を防止し，または発電設備等がサイバー攻撃を受けた場合にすみやかな異常の除去，影響範囲の局限化等を行なうために次のとおり，適切なサイバーセキュリティ対策を講じていただきます。 (1)　外部ネットワークや他ネットワークを通じた発電設備等の制御に係るシステムへの影響を最小化するための対策を講じること。 (2)　発電設備等の制御に係るシステムには，マルウェアの侵入防止対策を講じること。 (3)　発電設備等に関し，セキュリティ管理責任者を設置すること。
Ⅳ－2　需要設備の連系に必要な技術要件	**Ⅳ－2　需要設備の連系に必要な技術要件**
78　**電　気　方　式** 需要設備の電気方式は，連系する系統の電気方式（交流三相３線式）と同一としていただきます。	80　**電　気　方　式** 需要設備の電気方式は，連系する系統の電気方式（交流三相３線式）と同一としていただきます。
79　**力　　率** 需要者の供給地点における力率は，原則として，系統側からみて遅れ力率 85％以上とするとともに，系統側からみて進み力率とならないようにしていただきます。 また，系統運用上必要がある場合には，進相用コンデンサの開放をお願いすることがあります。	81　**力　　率** 需要者の供給地点における力率は，原則として，系統側からみて遅れ力率 85％以上とするとともに，系統側からみて進み力率とならないようにしていただきます。 また，系統運用上必要がある場合には，進相用コンデンサの開放をお願いすることがあります。
80　**高　　調　　波** 高調波発生機器を使用した電気設備を当社系統に接続する場合に，その高調波電流を抑制するため，以下の要件を遵守していただきます。 (1)　対象となる需要者 イ　設置する高調波発生機器の容量を 6 パルス変換器容量に換算し，それぞれの機器の換算容量を総和したもの（以下，Ⅳ〔特別高圧系統との連系に必要な技術要件〕において，「等価容量」といいます。）を計算し，託送供給申込み時に当社にその値を通知していただきます。このうち，以下に該当する需要者（以下，Ⅳ〔特別高圧系統との連系に必要な技術要件〕において，「対象者」といいます。）が，本要件の対象となります。 （イ）　22kV または 33kV の系統に連系する需要者であって，等価容量の合計が 300kVA をこえる場合 （ロ）　66kV 以上の系統に連系する需要者であって，等価容量の合計が 2,000kVA をこえる場合 ロ　イの等価容量を算出する場合に対象とする高調波発生機器は，300V 以下の系統に接続して使用する定格電流 20A／相以下の電気・電子機器（家電・汎用品）以外の機器といたします。 ハ　対象者がロに該当する高調波発生機器を新設，増設または更新する場合等に適用いたします。 なお，ロに該当する高調波発生機器の新設，増設または更新等によって新たに対象者に該当する場合に	82　**高　　調　　波** 高調波発生機器を使用した電気設備を当社系統に接続する場合に，その高調波電流を抑制するため，以下の要件を遵守していただきます。 (1)　対象となる需要者 イ　設置する高調波発生機器の容量を 6 パルス変換器容量に換算し，それぞれの機器の換算容量を総和したもの（以下，Ⅳ〔特別高圧系統との連系に必要な技術要件〕において，「等価容量」といいます。）を計算し，託送供給申込み時に当社にその値を通知していただきます。このうち，以下に該当する需要者（以下，Ⅳ〔特別高圧系統との連系に必要な技術要件〕において，「対象者」といいます。）が，本要件の対象となります。 （イ）　22kV または 33kV の系統に連系する需要者であって，等価容量の合計が 300kVA をこえる場合 （ロ）　66kV 以上の系統に連系する需要者であって，等価容量の合計が 2,000kVA をこえる場合 ロ　イの等価容量を算出する場合に対象とする高調波発生機器は，300V 以下の系統に接続して使用する定格電流 20A／相以下の電気・電子機器（家電・汎用品）以外の機器といたします。 ハ　対象者がロに該当する高調波発生機器を新設，増設または更新する場合等に適用いたします。 なお，ロに該当する高調波発生機器の新設，増設または更新等によって新たに対象者に該当する場合に

<table>
<tr>
<th>変更前（令和６年 10 月１日実施）</th>
<th>変更後（令和７年４月１日実施）</th>
</tr>
<tr>
<td>
おいても適用いたします。
(2)　高調波流出電流の算出
対象者は，系統に流出する高調波流出電流の算出を以下のとおり実施していただきます。
イ　高調波流出電流は，高調波発生機器ごとの定格運転状態において発生する高調波電流を合計し，これに高調波発生機器の最大稼働率を乗じたものといたします。
ロ　高調波流出電流は，高調波の次数ごとに合計するものといたします。
ハ　対象とする高調波の次数は，40 次以下といたします。
ニ　対象者の構内に高調波流出電流を低減する設備がある場合は，その低減効果を考慮することができるものといたします。
(3)　高調波流出電流の上限値
対象者から系統に流出する高調波流出電流の許容される上限値は，高調波の次数ごとに，表Ⅳ－8（1kW あたりの高調波流出電流上限値）に示す値に接続送電サービス契約電力または臨時接続送電サービス契約電力を乗じた値といたします。
(4)　高調波流出電流の抑制対策の実施
対象者は，(2)の高調波流出電流が，(3)の高調波流出電流の上限値をこえる場合には，高調波流出電流を高調波流出電流の上限値以下となるよう必要な対策を講じていただきます。

表Ⅳ－8　1kW あたりの高調波流出電流上限値　（単位：mA／kW）
<table>
<tr><th>連系電圧</th><th>5 次</th><th>7 次</th><th>11 次</th><th>13 次</th><th>17 次</th><th>19 次</th><th>23 次</th><th>23 次超過</th></tr>
<tr><td>22kV</td><td>1.8</td><td>1.3</td><td>0.82</td><td>0.69</td><td>0.53</td><td>0.47</td><td>0.39</td><td>0.36</td></tr>
<tr><td>33kV</td><td>1.2</td><td>0.86</td><td>0.55</td><td>0.46</td><td>0.35</td><td>0.32</td><td>0.26</td><td>0.24</td></tr>
<tr><td>66kV</td><td>0.59</td><td>0.42</td><td>0.27</td><td>0.23</td><td>0.17</td><td>0.16</td><td>0.13</td><td>0.12</td></tr>
<tr><td>110kV</td><td>0.35</td><td>0.25</td><td>0.16</td><td>0.13</td><td>0.10</td><td>0.09</td><td>0.07</td><td>0.07</td></tr>
<tr><td>187kV</td><td>0.21</td><td>0.15</td><td>0.10</td><td>0.08</td><td>0.06</td><td>0.06</td><td>0.05</td><td>0.04</td></tr>
<tr><td>275kV</td><td>0.14</td><td>0.10</td><td>0.06</td><td>0.05</td><td>0.04</td><td>0.03</td><td>0.03</td><td>0.02</td></tr>
</table>

81　電圧フリッカ
需要者の設備にフリッカ発生源がある場合は，必要に応じて需要者においてフリッカ抑制対策を実施していただきます。
なお，フリッカ値は，原則として 1 時間分の ΔV_{10} 値（1 分データ）の 4 番目最大値が 0.45V 以下となるようにしていただきます。

82　電 圧 不 平 衡
三相同期発電機や三相誘導電動機等の回転機では，電圧不平衡により逆相電流が発生し，過熱する場合があるため，電圧不平衡率が 3%程度を逸脱する場合は，負荷のアンバランス是正，または専用の接続設備により連系する等，必要な対策を実施していただきます。
</td>
<td>
おいても適用いたします。
(2)　高調波流出電流の算出
対象者は，系統に流出する高調波流出電流の算出を以下のとおり実施していただきます。
イ　高調波流出電流は，高調波発生機器ごとの定格運転状態において発生する高調波電流を合計し，これに高調波発生機器の最大稼働率を乗じたものといたします。
ロ　高調波流出電流は，高調波の次数ごとに合計するものといたします。
ハ　対象とする高調波の次数は，40 次以下といたします。
ニ　対象者の構内に高調波流出電流を低減する設備がある場合は，その低減効果を考慮することができるものといたします。
(3)　高調波流出電流の上限値
対象者から系統に流出する高調波流出電流の許容される上限値は，高調波の次数ごとに，表Ⅳ－10（1kW あたりの高調波流出電流上限値）に示す値に接続送電サービス契約電力または臨時接続送電サービス契約電力を乗じた値といたします。
(4)　高調波流出電流の抑制対策の実施
対象者は，(2)の高調波流出電流が，(3)の高調波流出電流の上限値をこえる場合には，高調波流出電流を高調波流出電流の上限値以下となるよう必要な対策を講じていただきます。

表Ⅳ－10　1kW あたりの高調波流出電流上限値　（単位：mA／kW）
<table>
<tr><th>連系電圧</th><th>5 次</th><th>7 次</th><th>11 次</th><th>13 次</th><th>17 次</th><th>19 次</th><th>23 次</th><th>23 次超過</th></tr>
<tr><td>22kV</td><td>1.8</td><td>1.3</td><td>0.82</td><td>0.69</td><td>0.53</td><td>0.47</td><td>0.39</td><td>0.36</td></tr>
<tr><td>33kV</td><td>1.2</td><td>0.86</td><td>0.55</td><td>0.46</td><td>0.35</td><td>0.32</td><td>0.26</td><td>0.24</td></tr>
<tr><td>66kV</td><td>0.59</td><td>0.42</td><td>0.27</td><td>0.23</td><td>0.17</td><td>0.16</td><td>0.13</td><td>0.12</td></tr>
<tr><td>110kV</td><td>0.35</td><td>0.25</td><td>0.16</td><td>0.13</td><td>0.10</td><td>0.09</td><td>0.07</td><td>0.07</td></tr>
<tr><td>187kV</td><td>0.20</td><td>0.14</td><td>0.09</td><td>0.08</td><td>0.06</td><td>0.05</td><td>0.04</td><td>0.04</td></tr>
<tr><td>275kV</td><td>0.14</td><td>0.10</td><td>0.06</td><td>0.05</td><td>0.04</td><td>0.03</td><td>0.03</td><td>0.02</td></tr>
</table>

83　電圧フリッカ
需要者の設備にフリッカ発生源がある場合は，必要に応じて需要者においてフリッカ抑制対策を実施していただきます。
なお，フリッカ値は，原則として 1 時間分の ΔV_{10} 値（1 分データ）の 4 番目最大値が 0.45V 以下となるようにしていただきます。

84　電 圧 不 平 衡
三相同期発電機や三相誘導電動機等の回転機では，電圧不平衡により逆相電流が発生し，過熱する場合があるため，電圧不平衡率が 3%程度を逸脱する場合は，負荷のアンバランス是正，または専用の接続設備により連系する等，必要な対策を実施していただきます。
</td>
</tr>
</table>

変更前（令和６年 10 月１日実施）	変更後（令和７年４月１日実施）
83　電圧変動対策 受電用変圧器加圧時の励磁突入電流による瞬時電圧低下により，系統の電圧が常時電圧から 10%をこえて逸脱するおそれがあるときは，その抑制対策を実施していただきます。	**85　電圧変動対策** 受電用変圧器加圧時の励磁突入電流による瞬時電圧低下により，系統の電圧が常時電圧から 10%をこえて逸脱するおそれがあるときは，その抑制対策を実施していただきます。
84　保　護　協　調 構内設備の故障または系統の事故時に，事故の除去，事故範囲の局限化，系統運用の安定，公衆保安の確保等を行なうために，次の考え方にもとづき保護協調を図っていただきます。 (1)　構内設備の異常および故障に対しては，この影響を連系する系統へ波及させないために，構内設備を当該系統から遮断すること。 (2)　連系する系統に事故が発生した場合は，系統保護方式に応じて必要なときには，当該系統から構内設備を遮断すること。 (3)　連系する系統以外の事故時には，原則として構内設備は遮断されないこと。	**86　保　護　協　調** 構内設備の故障または系統の事故時に，事故の除去，事故範囲の局限化，系統運用の安定，公衆保安の確保等を行なうために，次の考え方にもとづき保護協調を図っていただきます。 (1)　構内設備の異常および故障に対しては，この影響を連系する系統へ波及させないために，構内設備を当該系統から遮断すること。 (2)　連系する系統に事故が発生した場合は，系統保護方式に応じて必要なときには，当該系統から構内設備を遮断すること。 (3)　連系する系統以外の事故時には，原則として構内設備は遮断されないこと。
85　保護装置の設置 (1)　構内設備故障対策 構内設備故障時の保護のため，過電流リレーおよび地絡過電流リレー等を設置していただきます。また，変圧器保護として過電流リレーまたは比率差動リレーを設置していただきます。この他，中性点直接接地系統に連系する場合は高速遮断ができる母線保護リレー等を設置していただきます。 なお，中性点直接接地系統において，構内設備故障時の停電範囲の局限化のために送電線保護を必要とする場合は，連系する系統と同一の保護装置を設置していただきます。送電線保護リレーは，表Ⅳ－2（標準的な送電線保護リレー）に示す方式といたします。なお，表Ⅳ－2（標準的な送電線保護リレー）に記載されていないものについては別途協議させていただきます。 (2)　系統側事故対策 常時 2 回線連系等，送電線保護が必要となる場合は，連系する系統と同一の保護装置を設置していただきます。送電線保護リレーは，表Ⅳ－2（標準的な送電線保護リレー）に示す方式といたします。なお，表Ⅳ－2（標準的な送電線保護リレー）に記載されていないものについては別途協議させていただきます。 また，連系された系統の事故時に早期復旧を図るため自動再閉路装置を採用する必要がある場合には，別途協議させていただきます。	**87　保護装置の設置** (1)　構内設備故障対策 構内設備故障時の保護のため，過電流リレーおよび地絡過電流リレー等を設置していただきます。また，変圧器保護として過電流リレーまたは比率差動リレーを設置していただきます。この他，中性点直接接地系統に連系する場合は高速遮断ができる母線保護リレー等を設置していただきます。 なお，中性点直接接地系統において，構内設備故障時の停電範囲の局限化のために送電線保護を必要とする場合は，連系する系統と同一の保護装置を設置していただきます。送電線保護リレーは，表Ⅳ－2（標準的な送電線保護リレー）に示す方式といたします。 また，表Ⅳ－2（標準的な送電線保護リレー）に記載されていないものについては別途協議させていただきます。 (2)　系統側事故対策 常時 2 回線連系等，送電線保護が必要となる場合は，連系する系統と同一の保護装置を設置していただきます。送電線保護リレーは，表Ⅳ－2（標準的な送電線保護リレー）に示す方式といたします。 なお，表Ⅳ－2（標準的な送電線保護リレー）に記載されていないものについては別途協議させていただきます。 また，連系された系統の事故時に早期復旧を図るため自動再閉路装置を採用する必要がある場合には，別途協議させていただきます。
86　連　絡　体　制 (1)　需要者の構内事故や系統側の事故等により，連系用遮断器が動作した場合等には，当社制御所等と需要者との間で迅速かつ的確な情報連絡を行ない，すみやかに必要な措置を講ずる必要があります。このため，当社制御所等と需要者の技術員駐在箇所等との間には，保安通信用電話設備（専用保安通信用電話設備または電気通信事業者の専用回線電話）を設置していただきます。ただし，33kV 以下の特別高圧電線路と連系する場合で，かつ以下に示す条件をすべて満たす場合においては，一般加入電話または携帯電話等を使用することができるものとし，別途協議させていただきます。 イ　需要者側の交換機を介さず直接技術員との通話が可能な方式（交換機を介する代表番号方式ではなく，	**88　連　絡　体　制** (1)　需要者の構内事故や系統側の事故等により，連系用遮断器が動作した場合等には，当社制御所等と需要者との間で迅速かつ的確な情報連絡を行ない，すみやかに必要な措置を講ずる必要があります。このため，当社制御所等と需要者の技術員駐在箇所等との間には，保安通信用電話設備（専用保安通信用電話設備または電気通信事業者の専用回線電話）を設置していただきます。ただし，33kV 以下の特別高圧電線路と連系する場合で，かつ以下に示す条件をすべて満たす場合においては，一般加入電話または携帯電話等を使用することができるものとし，別途協議させていただきます。 イ　需要者側の交換機を介さず直接技術員との通話が可能な方式（交換機を介する代表番号方式ではなく，

変更前（令和６年10月１日実施）	変更後（令和７年４月１日実施）
直接技術員駐在箇所へつながる単番方式）とし，需要設備の保守監視場所に常時設置されていること。 ロ　話中の場合に割り込みが可能な方式（キャッチホン等）とすること。 ハ　停電時においても通話可能なものであること。 (2)　系統運用上必要な情報を当社制御所等に伝送するために，情報伝送装置を設置させていただきます。また，情報伝送装置により伝送していただく情報項目は，表Ⅳ－9（系統運用上必要な情報）に示す項目といたします。 なお，設備構成等により，これ以外の遮断器の開閉状態に関する情報等が必要となる場合があります。	直接技術員駐在箇所へつながる単番方式）とし，需要設備の保守監視場所に常時設置されていること。 ロ　話中の場合に割り込みが可能な方式（キャッチホン等）とすること。 ハ　停電時においても通話可能なものであること。 (2)　系統運用上必要な情報を当社制御所等に伝送するために，情報伝送装置を設置させていただきます。また，情報伝送装置により伝送していただく情報項目は，表Ⅳ－11（系統運用上必要な情報）に示す項目といたします。 なお，設備構成等により，これ以外の遮断器の開閉状態に関する情報等が必要となる場合があります。
表Ⅳ－9　系統運用上必要な情報	**表Ⅳ－11　系統運用上必要な情報**
情報種別 / 情報内容※1 スーパービジョン：連系用遮断器の開閉状態 スーパービジョン：連系用断路器の開閉状態 スーパービジョン：連系送電線用接地開閉器の開閉状態 スーパービジョン：構内保護（母線保護）リレーの動作状態※2 テレメータ：供給地点の有効電力	情報種別 / 情報内容※1 スーパービジョン：連系用遮断器の開閉状態 スーパービジョン：連系用断路器の開閉状態 スーパービジョン：連系送電線用接地開閉器の開閉状態 スーパービジョン：構内保護（母線保護）リレーの動作状態※2 テレメータ：供給地点の有効電力
※1　表中に記載されていないものについては別途協議 ※2　保護リレー装置の動作表示には，不良表示および切替開閉器の状態表示を含みます。	※1　表中に記載されていないものについては別途協議 ※2　保護リレー装置の動作表示には，不良表示および切替開閉器の状態表示を含みます。
87　**サイバーセキュリティ対策** 自家用電気工作物（発電事業の用に供するものおよび小規模事業用電気工作物を除く。）に係る遠隔監視システムおよび制御システムは，自家用電気工作物に係るサイバーセキュリティの確保に関するガイドラインに準拠した対策を講じていただきます。	89　**サイバーセキュリティ対策** 自家用電気工作物（発電事業の用に供するものおよび小規模事業用電気工作物を除きます。）に係る遠隔監視システムおよび制御システムは，自家用電気工作物に係るサイバーセキュリティの確保に関するガイドラインに準拠した対策を講じていただきます。

以　上

３．工事に関する費用の負担に関する算出の根拠および決定の方法に関する説明書

工事に関する費用の負担に関する算出の根拠および決定の方法に関する説明書

混雑緩和プロセスにおける工事費負担金の算出につきましては，第 52 回総合資源エネルギー調査会省エネルギー・新エネルギー分科会／電力・ガス事業分科会再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会(令和５年６月 21 日開催)において，系統増強を希望した発電事業者の負担を基本とした上で，混雑緩和プロセスによる系統増強が一般送配電事業者の計画している設備更新と同調できるなど，一般送配電事業者の受益と評価できる部分については，一般負担として控除する整理がなされたことを反映いたしました。

また，混雑緩和プロセスの参加者に求める保証金につきましては，第 69 回広域系統整備委員会（令和５年８月９日開催）において，従来の一括検討プロセスと同等に設定する整理がなされたことを反映いたしました。

託送供給等約款変更認可申請書

2024 年 12 月 9 日

東北電力ネットワーク株式会社

託送供給等約款変更認可申請書

東北電NWNWS企第15号
2024年12月9日

経済産業大臣 武藤 容治　殿

仙台市青葉区本町一丁目7番1号
東北電力ネットワーク株式会社
取締役社長　坂本　光弘

次のとおり託送供給等約款の変更の認可を受けたいので、電気事業法第18条第1項の規定により申請します。

変更の内容	別紙　託送供給等約款のとおりであります。
実施期日	2025年4月1日

別紙

託 送 供 給 等 約 款

2025 年 4 月 1 日 実 施

東北電力ネットワーク株式会社

託 送 供 給 等 約 款

目　　次

Ⅰ　総　　則

1　適　　用……1
2　託送供給等約款の認可および変更……1
3　定　　義……2
4　代表契約者の選任……6
5　託送供給等に関する取扱い……6
6　単位および端数処理……6
7　実 施 細 目……7

Ⅱ　契約の申込み

8　契約の要件……8
9　検討および契約の申込み……11
10　契約の成立および契約期間……17
11　託送供給等の開始……17
12　供給準備その他必要な手続きのための協力……18
13　電気方式，電圧および周波数……18
14　発電場所および需要場所……19
15　供給および契約の単位……21
16　承諾の限界……23
17　契約書の作成……24

Ⅲ　料　　金

18　料　　金……25
19　接続送電サービス……26
20　臨時接続送電サービス……45
21　予備送電サービス……52
22　系統連系受電サービス……54
23　発電量調整受電計画差対応電力……57
24　接続対象計画差対応電力……58
25　需要抑制量調整受電計画差対応電力……59
26　給電指令時補給電力……59

Ⅳ　料金の算定および支払い

27　料金の適用開始の時期……61
28　検　針　日……61
29　料金の算定期間……62
30　計　　量……63
31　電力および電力量の算定……64
32　損　失　率……78
33　料金の算定……79
34　支払義務の発生および支払期日……82
35　料金その他の支払方法……83
36　保　証　金……85
37　連 帯 責 任……87

Ⅴ　供　　給

38　託送供給等の実施……88
39　給電指令の実施等……90
40　適正契約の保持等……92
41　契約超過金……92
42　力率の保持……95
43　発電場所および需要場所への立入りによる業務の実施……95
44　託送供給等にともなう協力……96
45　託送供給等の停止……96
46　託送供給等の停止の解除……97
47　託送供給等の停止期間中の料金……97
48　違　約　金……98
49　損害賠償の免責……98
50　設備の賠償……98

Ⅵ　契約の変更および終了

51　契約の変更……100
52　名義の変更……102
53　契約の廃止……102
54　供給開始後の契約の消滅または変更にともなう料金および工事費の精算……103
55　解　約　等……107
56　契約消滅後の債権債務関係……108

Ⅶ　受電方法および供給方法ならびに工事

57　受電地点，供給地点および施設……109

58　架空引込線……110
59　地中引込線……111
60　連接引込線等……112
61　中高層集合住宅等における受電方法および供給方法……112
62　引込線の接続……112
63　計量器等の取付け……112
64　通信設備等の施設……113
65　専用供給設備……114
66　電流制限器等の取付け……114

Ⅷ　工事費の負担

67　受電地点への供給設備の工事費負担金……115
68　受電用計量器等の工事費負担金……118
69　会社間連系設備の工事費負担金……118
70　供給地点への供給設備の工事費負担金……118
71　工事費負担金の申受けおよび精算……124
72　供給開始に至らないで契約を廃止または変更される場合等の費用の申受け……126
73　臨時工事費……126
74　工事費等に関する契約書の作成……127

Ⅸ　保　　安

75　保安の責任……128
76　保安等に対する発電者および需要者の協力……128
77　調　　査……128
78　調査等の委託……129
79　調査に対する需要者の協力……129
80　検査または工事の受託……129
81　自家用電気工作物……129

附　　則……131

別　　表……173

Ⅰ　総　　則

1　適　　用

当社が，小売電気事業，当社以外の一般送配電事業，特定送配電事業もしくは電気事業法第 2 条第 1 項第 5 号ロにもとづき行なわれる電気の供給（以下「自己等への電気の供給」といいます。）の用に供するための託送供給または電気事業法第 2 条第 1 項第 7 号に定める電力量調整供給を行なうときの料金および必要となるその他の供給条件は，この託送供給等約款（以下「この約款」といいます。）によります。

なお，この約款において託送供給および電力量調整供給とは，次のものをいいます。

(1) 託 送 供 給

次の接続供給および振替供給をいいます。

イ　接 続 供 給

当社が契約者から受電し，当社が維持および運用する供給設備を介して，同時に，その受電した場所以外の当社の供給区域（青森県，岩手県，秋田県，宮城県，山形県，福島県および新潟県をいいます。）内の場所（会社間連系点を除きます。）において，契約者の小売電気事業，特定送配電事業または自己等への電気の供給の用に供するための電気を契約者に供給することをいいます。

ロ　振 替 供 給

当社が契約者から小売電気事業，当社以外の一般送配電事業，特定送配電事業または自己等への電気の供給の用に供するための電気を受電し，当社が維持および運用する供給設備を介して，同時に，その受電した場所以外の会社間連系点において，契約者に，その受電した電気の量に相当する量の電気を供給することをいいます。

(2) 電力量調整供給

次の発電量調整供給および需要抑制量調整供給をいいます。

イ　発電量調整供給

当社が発電契約者から，当社が行なう託送供給に係る小売電気事業，一般送配電事業，特定送配電事業または自己等への電気の供給の用に供するための電気を受電し，当社が維持および運用する供給設備を介して，同時に，その受電した場所において，発電契約者に，発電契約者があらかじめ当社に申し出た量の電気を供給することをいいます。

ロ　需要抑制量調整供給

当社が需要抑制契約者から，特定卸供給の用に供するための電気（小売電気事業または特定送配電事業の供給の用に供するための電気で，電気事業法施行規則第 1 条第 2 項第 7 号に定める特定抑制依頼によってえられた電気に限ります。）を受電し，当社が維持および運用する供給設備を介して，同時に，その受電した場所において，需要抑制契約者に，需要抑制契約者があらかじめ当社に申し出た量の電気を供給することをいいます。

2　託送供給等約款の認可および変更

(1) この約款は，電気事業法第 18 条第 1 項の規定にもとづき，経済産業大臣の認可を受けたもので

す。

(2) 当社は，経済産業大臣の認可を受け，または経済産業大臣に届け出て，この約款を変更することがあります。この場合には，料金および必要となるその他の供給条件は，変更後の託送供給等約款によります。

3 定　　義

次の言葉は，この約款においてそれぞれ次の意味で使用いたします。

(1) 契　約　者

この約款にもとづいて当社と接続供給契約または振替供給契約を締結する小売電気事業者，一般送配電事業者，特定送配電事業者または自己等への電気の供給を行なう者をいいます。

(2) 発電契約者

この約款にもとづいて当社と発電量調整供給契約を締結する者をいいます。

(3) 需要抑制契約者

この約款にもとづいて当社と需要抑制量調整供給契約を締結する者をいいます。

(4) 発　電　者

小売電気事業，一般送配電事業，特定送配電事業または自己等への電気の供給の用に供する電気（託送供給に係る電気に限ります。）を発電または放電する者で当社以外の者をいいます。

(5) 需　要　者

契約者が小売電気事業または自己等への電気の供給として電気を供給する相手方となる者をいいます。

(6) 低　　圧

標準電圧 100 ボルトまたは 200 ボルトをいいます。

(7) 高　　圧

標準電圧 6,000 ボルトをいいます。

(8) 特 別 高 圧

標準電圧 30,000 ボルト以上の電圧をいいます。

(9) 受 電 地 点

当社が，託送供給に係る電気を契約者から受電する地点，発電量調整供給に係る電気を発電契約者から受電する地点または需要抑制量調整供給に係る電気を需要抑制契約者から受電する地点をいいます。

(10) 発 電 場 所

発電者が，発電量調整供給に係る電気を発電または放電する場所をいいます。

(11) 供 給 地 点

当社が，託送供給に係る電気を契約者に供給する地点をいいます。

(12) 需 要 場 所

需要者が，契約者から供給された接続供給に係る電気を使用する場所をいいます。

(13) 会社間連系点

当社以外の一般送配電事業者または配電事業者が維持および運用する供給設備と当社が維持お

よび運用する供給設備との接続点をいいます。

(14) 中 継 振 替

会社間連系点を受電地点とし，他の会社間連系点を供給地点とする振替供給をいいます。

(15) 地 内 振 替

発電者の電気設備と当社の供給設備との接続点を受電地点とし，会社間連系点を供給地点とする振替供給をいいます。

(16) 発電量調整受電電力

発電量調整供給の場合で，受電地点において，当社が発電契約者から受電する電気の電力をいいます。

(17) 発電量調整受電電力量

受電地点において，当社が発電契約者から受電する発電量調整供給に係る電気の電力量をいいます。

(18) 発電量調整受電計画電力

発電量調整受電電力の計画値で，発電契約者があらかじめ当社に通知するものをいいます。

(19) 発電量調整受電計画電力量

発電量調整受電電力量の計画値で，発電契約者があらかじめ当社に通知するものをいいます。

(20) 接続受電電力

接続供給の場合で，受電地点において，当社が契約者から受電する電気の電力をいいます。

(21) 接続受電電力量

受電地点において，当社が契約者から受電する接続供給に係る電気の電力量をいいます。

(22) 接続供給電力

供給地点において，当社が契約者に供給する接続供給に係る電気の電力をいいます。

(23) 接続供給電力量

供給地点において，当社が契約者に供給する接続供給に係る電気の電力量をいいます。

(24) 接続対象電力

接続供給電力を損失率で修正した値をいいます。

(25) 接続対象電力量

接続供給電力量を損失率で修正した値をいいます。

(26) 接続対象計画電力

接続対象電力の計画値で，契約者があらかじめ当社に通知するものをいいます。

(27) 接続対象計画電力量

接続対象電力量の計画値で，契約者があらかじめ当社に通知するものをいいます。

(28) 需要抑制量調整受電電力

需要抑制量調整供給の場合で，受電地点において，当社が需要抑制契約者から受電する電気の電力をいいます。

(29) 需要抑制量調整受電電力量

受電地点において，当社が需要抑制契約者から受電する需要抑制量調整供給に係る電気の電力量をいいます。

(30) 需要抑制量調整受電計画電力

需要抑制量調整受電電力の計画値で，需要抑制契約者があらかじめ当社に通知するものをいいます。

(31) 需要抑制量調整受電計画電力量

需要抑制量調整受電電力量の計画値で，需要抑制契約者があらかじめ当社に通知するものをいいます。

(32) ベースライン

需要抑制量調整供給を行なう場合の基準となる電力量で，需要抑制契約者があらかじめ当社に通知するものをいいます。

(33) 損　失　率

接続供給における受電地点から供給地点に至る電気の損失率をいいます。

(34) 契 約 電 力

契約上使用できる最大電力（キロワット）であって，接続送電サービス契約電力，臨時接続送電サービス契約電力および予備送電サービス契約電力をいいます。

(35) 契 約 電 流

契約上使用できる最大電流（アンペア）であって，接続送電サービス契約電流および臨時接続送電サービス契約電流をいいます。

(36) 契 約 容 量

契約上使用できる最大容量（キロボルトアンペア）であって，接続送電サービス契約容量および臨時接続送電サービス契約容量をいいます。

(37) 契約受電電力

受電地点における接続受電電力または発電量調整受電電力の最大値（キロワット）で，契約者または発電契約者と当社との協議によりあらかじめ定めた値（発電量調整供給においては，同時最大受電電力をこえないものといたします。）をいいます。

(38) 同時最大受電電力

発電者の電気設備と当社の供給設備との接続点における最大電力（キロワット）で，発電契約者または発電者と当社との協議により発電場所ごとにあらかじめ定めた値をいいます。

(39) 最大連系電力等

当社が受電地点において発電契約者から受電する発電量調整供給に係る電気の電力の最大値をいいます。

(40) 最大需要電力等

当社が供給地点において契約者に供給する接続供給に係る電気の電力の最大値をいいます。

(41) 発電バランシンググループ

31（電力および電力量の算定）(20)イもしくはロに定める発電量調整受電計画差対応補給電力量または 31（電力および電力量の算定）(21)イもしくはロに定める発電量調整受電計画差対応余剰電力量を算定する対象となる単位で，発電契約者があらかじめ発電量調整供給契約において設定するものをいいます。

(42) 需要バランシンググループ

31（電力および電力量の算定）(22)に定める接続対象計画差対応補給電力量または 31（電力および電力量の算定）(23)に定める接続対象計画差対応余剰電力量を算定する対象となる単位で，契約者があらかじめ接続供給契約において設定するものをいいます。

(43) 需要抑制バランシンググループ

31（電力および電力量の算定）(24)に定める需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量または31（電力および電力量の算定）(25)に定める需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量を算定する対象となる単位で，需要抑制契約者があらかじめ需要抑制量調整供給契約において設定するものをいいます。

(44) 電　　灯

白熱電球，けい光灯，ネオン管灯，水銀灯等の照明用電気機器（付属装置を含みます。）をいいます。

(45) 小 型 機 器

主として住宅，店舗，事務所等において単相で使用される，電灯以外の低圧の電気機器をいいます。ただし，急激な電圧の変動等により他の電気の使用者の電灯の使用を妨害し，または妨害するおそれがあり，電灯と併用できないものは除きます。

(46) 動　　力

電灯および小型機器以外の電気機器をいいます。

(47) 契約負荷設備

契約上使用できる負荷設備をいいます。

(48) 契約主開閉器

契約上設定されるしゃ断器であって，定格電流を上回る電流に対して電路をしゃ断し，需要者において使用する最大電流を制限するものをいいます。

(49) 定 期 検 査

電気事業法第 54 条および第 55 条第 1 項に定められた検査をいいます。

(50) 定 期 補 修

一定期間を限り定期的に行なわれる補修をいいます。

(51) 給 電 指 令

発電者の発電設備および蓄電池（以下「発電設備等」といいます。）もしくは会社間連系点の運用または需要者の電気の使用について，当社から指令することをいいます。

(52) 昼 間 時 間

毎日午前 8 時から午後 10 時までの時間をいいます。ただし，日曜日，「国民の祝日に関する法律」に規定する休日，1 月 2 日，1 月 3 日，1 月 4 日，4 月 30 日，5 月 1 日，5 月 2 日，12 月 29 日，12 月 30 日および 12 月 31 日の該当する時間を除きます。

(53) 夜 間 時 間

昼間時間以外の時間をいいます。

(54) 貿 易 統 計

関税法にもとづき公表される統計をいいます。

(55) 離島平均燃料価格算定期間

貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき離島平均燃料価格を算定する場合の期間とし，毎年1月1日から3月31日までの期間，2月1日から4月30日までの期間，3月1日から5月31日までの期間，4月1日から6月30日までの期間，5月1日から7月31日までの期間，6月1日から8月31日までの期間，7月1日から9月30日までの期間，8月1日から10月31日までの期間，9月1日から11月30日までの期間，10月1日から12月31日までの期間，11月1日から翌年の1月31日までの期間または12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は，翌年の2月29日までの期間といたします。）をいいます。

4 代表契約者の選任

自己等への電気の供給の用に供するための接続供給契約の場合を除き，1 接続供給契約における契約者を複数とすることができます。この場合，当該接続供給契約においては 1 需要バランシンググループを設定するものとし，この約款に関する当社との協議および接続供給の実施に関する事項についての権限を複数の契約者全員から委任された契約者を，代表契約者としてあらかじめ選任していただき，かつ，契約者が行なう，当社との手続きおよび協議，ならびにこの約款に定める金銭債務の支払い等は，代表契約者を通じて行なっていただきます。また，当社は，契約者との協議および契約者への通知を代表契約者に対して行ないます。ただし，当社は，必要に応じて，代表契約者以外の契約者と，協議等をさせていただくことがあります。

5 託送供給等に関する取扱い

当社は，とくに必要となる場合を除き，当社の専用窓口を通じて，この約款の実施取扱いをいたします。この場合，当社は，託送供給または電力量調整供給の申込みおよび実施に際して得た情報については，託送供給，電力量調整供給または再生可能エネルギー電気卸供給約款にもとづく再生可能エネルギー電気卸供給を実施する目的以外に使用いたしません。

6 単位および端数処理

この約款において料金その他を計算する場合の単位およびその端数処理は，次のとおりといたします。

(1) 契約負荷設備の個々の容量の単位は，1 ワットまたは 1 ボルトアンペアとし，その端数は，小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(2) 契約容量の単位は，1 キロボルトアンペアとし，その端数は，小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

(3) 発電量調整受電電力，発電量調整受電計画電力，接続受電電力，接続供給電力，接続対象電力，接続対象計画電力，需要抑制量調整受電電力，需要抑制量調整受電計画電力，契約電力，契約受電電力，同時最大受電電力，最大連系電力等，最大需要電力等およびその他の電気の電力の単位は，次の場合を除き，1キロワットとし，その端数は，小数点以下第1位で四捨五入いたします。

イ　低圧で供給する場合で，19（接続送電サービス）(2)イまたは 20（臨時接続送電サービス）(2)イ(ﾛ)を適用した場合に算定された値が 0.5 キロワット以下となるときは，契約電力を 0.5 キ

ロワットといたします。

ロ　高圧で供給する場合で，19（接続送電サービス）(2)イを適用した場合に算定された値が 0.5 キロワット未満となるときは，契約電力を 1 キロワットといたします。

(4) 発電量調整受電電力量，発電量調整受電計画電力量，接続受電電力量，接続供給電力量，接続対象電力量，接続対象計画電力量，需要抑制量調整受電電力量，需要抑制量調整受電計画電力量，ベースライン，発電量調整受電計画差対応補給電力量，発電量調整受電計画差対応余剰電力量，接続対象計画差対応補給電力量，接続対象計画差対応余剰電力量，需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量，需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量，給電指令時補給電力量およびその他の電気の電力量の単位は，1 キロワット時とし，その端数は，小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。ただし，低圧で受電する場合の 30 分ごとの接続受電電力量および 30 分ごとの発電量調整受電電力量ならびに低圧で供給する場合の 30 分ごとの接続供給電力量の単位は，最小位までといたします。

(5) 力率の単位は，1 パーセントとし，その端数は，小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

(6) 料金その他の計算における合計金額の単位は，1 円とし，その端数は，切り捨てます。

7 実施細目

この約款の実施上必要な細目的事項は，そのつど契約者，発電契約者，発電者または需要抑制契約者と当社との協議によって定めます。

なお，当社は，必要に応じて，需要者と別途協議を行なうことがあります。

Ⅱ　契約の申込み

8　契約の要件

(1) 契約者が接続供給契約または振替供給契約を希望される場合は，次の要件を満たしていただきます。

イ　小売電気事業，一般送配電事業，特定送配電事業または自己等への電気の供給の用に供する電気が電力量調整供給に係るものまたは当社が供給する託送供給に供する電気であること。

ロ　接続供給の場合，契約者が需要者の需要の計画値に応じた電気の供給が可能であること。

ハ　振替供給の場合，契約者が営む小売電気事業，一般送配電事業，特定送配電事業または契約者が行なう自己等への電気の供給の用に供するためのものであること。

ニ　需要者が電気設備を当社の供給設備に電気的に接続するにあたり，電気設備に関する技術基準，その他の法令等にしたがい，かつ，別冊に定める系統連系技術要件（以下「系統連系技術要件」といいます。）を遵守して，当社の供給設備の状況等を勘案して技術的に適当と認められる方法によって連系すること。

ホ　高圧または特別高圧で供給する場合は，契約者および需要者が当社からの給電指令にしたがうこと。

ヘ　契約者が，需要者にこの約款における需要者に関する事項を遵守させ，かつ，需要者がこの約款における需要者に関する事項を遵守する旨の承諾をすること。

ト　需要者が他の契約者から電気の供給を受けることを当社が確認した場合は，契約者が，当社が契約者にあらかじめお知らせすることなく接続供給の実施に必要な需要者の情報を当該他の契約者に対し提供する旨の承諾をすること。

チ　契約者および需要者が，当社が契約者および需要者にあらかじめお知らせすることなく発電量調整供給等の実施に必要な需要者の情報を発電契約者および需要場所と同一の場所である発電場所の発電者または当社と再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）第2条第5項に定める特定契約（以下「特定契約」といいます。）もしくは再生可能エネルギー特別措置法第2条の7に定める一時調達契約（以下「一時調達契約」といいます。）等を締結する者に対し提供する旨の承諾をすること。

リ　契約者が自己等への電気の供給の用に供するための接続供給契約または振替供給契約を希望される場合は，次の要件を満たすこと。

(ｲ) 契約者と同一の者である発電者の発電設備等が電気事業法第2条第1項第5号ロに定める非電気事業用電気工作物であること。

(ﾛ) 契約者と同一の者でない発電者の発電または放電に係る電気も供給する場合は，当該発電者の発電設備等が契約者と電気事業法第2条第1項第5号ロの経済産業省令で定める密接な関係を有する者が維持および運用する非電気事業用電気工作物であること。

(ﾊ) 需要者が契約者と同一の者，または契約者と電気事業法第2条第1項第5号ロの経済産業省令で定める密接な関係を有する者であること。

ヌ　契約者が，1需要場所において，分割供給（複数の小売電気事業者が，1需要場所において，1引込みを通じて行なうそれぞれの電気事業法第2条第1項第1号に定める小売供給をいいます。

ただし，一方の小売電気事業者が需要者の発電設備の検査，補修または事故〔停電による停止等を含みます。〕により生じた不足電力の補給にあてるための電気のみを供給する場合の小売供給を除きます。）を行なうための接続供給（以下「分割接続供給」といいます。）を希望される場合は，次の要件を満たすこと。

(ｲ) 当該需要場所が，高圧または特別高圧で電気の供給を受ける需要場所であること。

(ﾛ) 当該需要場所において分割接続供給を受ける契約者は，2 契約者に限ること。

(ﾊ) 双方の契約者および需要者が，当該需要場所において，当社が分割接続供給を行なう旨の承諾をすること。

(ﾆ) 双方の契約者および需要者が，当社が契約者および需要者にあらかじめお知らせすることなく分割接続供給の実施に必要な契約者および需要者の情報を他の一方の契約者に対し提供する旨の承諾をすること。

(2) 発電契約者が発電量調整供給契約を希望される場合は，次の要件を満たしていただきます。

イ　発電契約者が発電量調整受電計画電力量に応じて電気を供給すること。

ロ　発電者が発電または放電する電気が当社が行なう託送供給に係るものであること。

ハ　発電者が電気設備を当社の供給設備に電気的に接続するにあたり，電気設備に関する技術基準，その他の法令等にしたがい，かつ，系統連系技術要件を遵守して，当社の供給設備の状況等を勘案して技術的に適当と認められる方法によって連系すること。

ニ　高圧または特別高圧で受電する場合は，発電契約者および発電者が当社からの給電指令にしたがうこと。

ホ　発電契約者が当社を代理して，発電者との間で，系統連系受電契約（発電量調整供給契約にもとづき締結する契約をいいます。）を締結すること。

ヘ　発電契約者が，原則として，18（料金）(3)に定める発電者に係る料金，延滞利息および契約超過金を，34（支払義務の発生および支払期日）(4)に定める期日までの間，当社に代わり，発電者から受領し，当社があらかじめ定める支払いに関する期日までに当社へ引き渡す業務を受託すること。

ト　発電契約者が，35（料金その他の支払方法）(3)ロの場合を除き，18（料金）(3)に定める発電者に係る料金，延滞利息および契約超過金の支払い業務を発電者から無償で受託すること。

チ　発電者が系統連系受電契約の変更を発電契約者に申し出た場合，発電契約者が発電量調整供給契約の変更として当社へ申し出ること。

リ　当社が発電者との系統連系受電契約を解約する場合，発電契約者が，当該発電者の発電場所に係る発電量調整供給契約が変更されることを承諾すること。

ヌ　発電契約者が，発電者にこの約款における発電者に関する事項を遵守させ，かつ，発電者がこの約款における発電者に関する事項を遵守する旨の承諾をすること。

ただし，当社と特定契約を締結する発電者（発電契約者が発電者との間で電力受給に関する契約を締結している場合を除きます。）および発電契約者と同一の者である発電者については，ホ，ヘ，ト，チおよびリの要件を除きます。

なお，当社は，発電契約者に対して，系統連系受電契約の締結または変更について，当社を代理する権利を付与いたします。

(3) 発電者が系統連系受電契約を希望される場合は，次の要件を満たしていただきます。

イ　新たに系統連系受電契約を希望される場合または当該契約の内容に変更が生じる場合，発電者が当該契約の締結または変更について当社を代理する発電契約者に対して申し出ること。

ロ　発電者が発電または放電する電気が当社が行なう託送供給に係るもの（当社との特定契約に係る電気を除きます。）であること。

ハ　発電者が電気設備を当社の供給設備に電気的に接続するにあたり，電気設備に関する技術基準，その他の法令等にしたがい，かつ，系統連系技術要件を遵守して，当社の供給設備の状況等を勘案して技術的に適当と認められる方法によって連系すること。

ニ　高圧または特別高圧で受電する場合は，発電者が当社からの給電指令にしたがうこと。

ホ　発電者が，原則として，18（料金）(3)に定める発電者に係る料金，延滞利息および契約超過金の支払い業務を発電契約者に委託すること。

ヘ　発電者が当該契約の消滅後に接続された電気を当社が無償で受電することについて承諾すること。

ただし，発電契約者と同一の者である発電者については，イおよびホの要件を除きます。

(4) 需要抑制契約者が需要抑制量調整供給契約を希望される場合は，次の要件を満たしていただきます。

イ　需要抑制契約者が特定卸供給を行なう事業を営む者で，次のいずれにも該当すること。

(ｲ) 需要者に対して，次のａおよびｂの事項を定めた需要抑制に関する計画を適時に策定し，当該計画にしたがって適切な需要抑制の指示を適時に出すことができること。

ａ　需要抑制量（1キロワットをこえる電気を抑制しようとするものに限ります。）

ｂ　需要抑制の実施頻度および時期

(ﾛ) (ｲ)によってえられた100キロワットをこえる電気を供給しようとするものであること。

(ﾊ) 電気の安定かつ適正な供給を確保するための適切な需給管理体制および情報管理体制を確立し，実施および維持することができること。

(ﾆ) 需要者の保護の観点から適切な情報管理体制を確立し，実施および維持できること。

(ﾎ) 需要者と電力需給に関する契約等を締結している契約者が供給力を確保するよう，当該契約者と需要抑制契約者との間または当該契約者と需要者との間で適切な契約がなされていること。

ロ　需要抑制契約者が需要抑制量調整受電計画電力量に応じて電気を供給すること。

ハ　需要者に係る接続送電サービスまたは臨時接続送電サービスが電灯定額接続送電サービスまたは電灯臨時定額接続送電サービスもしくは動力臨時定額接続送電サービスでないこと。

ニ　需要抑制量調整受電電力量の算定上，需要場所が30（計量）(4)に該当しないこと。

ホ　需要抑制契約者が，需要者にこの約款における需要者に関する事項を遵守させ，かつ，需要者がこの約款における需要者に関する事項を遵守する旨の承諾をすること。

ヘ　当社が分割接続供給を行なう供給地点において，需要抑制契約者は，15（供給および契約の単位）(2)イ(ｲ)または(ﾛ)により分割接続供給を受ける契約者に係る接続送電サービスまたは臨時接続送電サービスについて需要抑制量調整供給契約を希望される場合は，他の一方の契約者に係る接続送電サービスまたは臨時接続送電サービスについてもあわせて需要抑制量調整供給契

約を締結すること。

(5) 電圧または周波数の変動等によって損害を受けるおそれがある発電者または需要者は，無停電電源装置の設置等必要な措置を講じていただきます。また，発電者または需要者が保安等のために必要とする電気については，その容量を明らかにしていただき，21（予備送電サービス）の申込みまたは保安用の発電設備の設置，蓄電池装置の設置等必要な措置を講じていただきます。

9 検討および契約の申込み

契約者が新たに接続供給契約もしくは振替供給契約を希望される場合，発電契約者が新たに発電量調整供給契約を希望される場合，発電者（当社と特定契約を締結する発電者〔発電契約者が発電者との間で電力受給に関する契約を締結している場合を除きます。〕を除きます。）が新たに系統連系受電契約を希望される場合または需要抑制契約者が新たに需要抑制量調整供給契約を希望される場合は，あらかじめこの約款を承認のうえ，次の手続きにより，契約者から託送供給の申込み，発電契約者から発電量調整供給の申込みまたは需要抑制契約者から需要抑制量調整供給の申込みをしていただきます。

(1) 受電側接続検討の申込み

イ　当社は，契約者または発電契約者から小売電気事業，一般送配電事業，特定送配電事業または自己等への電気の供給の用に供する電気を受電（原則として高圧または特別高圧で受電する場合に限ります。また，接続供給または振替供給の場合は，受電地点が会社間連系点のときに限ります。）するにあたり，供給設備の新たな施設または変更についての検討（以下「受電側接続検討」といいます。）をいたします。

なお，他の接続供給契約もしくは振替供給契約または発電量調整供給契約等により既に連系されている受電地点については，受電側接続検討を省略することがあります。

ロ　契約者または発電契約者は，接続供給契約（受電地点が会社間連系点の場合に限ります。）もしくは振替供給契約（受電地点が会社間連系点の場合に限ります。）または発電量調整供給契約（発電者から電気を受電する場合に限ります。）の申込みに先だち，次の事項を明らかにして，当社所定の様式により，受電側接続検討の申込みをしていただきます。

(ｲ) 接続供給の場合

a　契約者の名称

b　代表契約者の名称（契約者が複数の場合に限ります。）

c　当該接続供給に必要となる当社以外の一般送配電事業者または配電事業者との振替供給契約等の内容または申込内容

d　接続受電電力の最大値および最小値

e　接続供給の開始希望日

(ﾛ) 振替供給の場合

a　契約者の名称

b　当該振替供給に必要となる当社以外の一般送配電事業者または配電事業者との振替供給契約等の内容または申込内容

c　振替供給に係る受電電力の最大値および最小値

d　供給地点

e　振替供給の開始希望日

(ﾊ) 発電量調整供給の場合

a　発電契約者の名称

b　発電者の名称，発電場所および受電地点

c　発電設備等の発電・放電方式，発電・放電出力および系統安定上必要な仕様

d　発電量調整受電電力の最大値および最小値

e　受電地点における受電電圧

f　受電地点における予備送電サービスの希望の有無および希望される予備送電サービスの種別

g　発電場所における負荷設備および受電設備

h　発電量調整供給の開始希望日

ハ　検討期間および検討料

(ｲ) 当社は，原則として受電側接続検討の申込みから 3 月以内に検討結果をお知らせいたします。

(ﾛ) 当社は，1 受電地点 1 検討につき 22 万円を検討料として，受電側接続検討の申込み時に発電契約者から申し受けます。ただし，次の場合には，検討料を申し受けません。

a　検討を要しない場合

b　受電側接続検討の回答後，他の発電契約者の契約の申込みにともなう連系予約（当該契約の申込みに係る発電設備等が送電系統へ連系されたものとして取り扱うことをいいます。）によって送電系統の状況が変化した場合等，受電側接続検討の前提となる事実関係に変動がある場合で，かつ，検討料を申し受けた受電側接続検討の回答日から1年以内に受け付けた受電側接続検討のとき。

(2) 供給側接続事前検討の申込み

イ　当社は，契約者が希望される場合に，契約者に小売電気事業，特定送配電事業または自己等への電気の供給の用に供する電気を供給するにあたり，工事の要否および工事が必要な場合の当該工事の種別についての検討（以下「供給側接続事前検討」といいます。）をいたします。

ロ　契約者は，次の事項を明らかにして，当社所定の様式により，供給側接続事前検討の申込みをしていただきます。この場合，契約者への情報開示に係る需要者の承諾書（当社所定の様式によります。）をあわせて提出していただくことがあります。また，分割接続供給を希望される場合は，あらかじめ双方の契約者で協議のうえ，申込みをしていただきます。

(ｲ) 需要者の名称，用途，需要場所（供給地点特定番号を含みます。）および供給地点

(ﾛ) 契約電力（分割接続供給を希望される場合は，1 需要場所において使用できる最大電力〔キロワット〕といたします。），契約電流または契約容量

(ﾊ) 供給地点における供給電気方式および供給電圧

(ﾆ) 負荷設備または主開閉器

(ﾎ) 接続供給の開始希望日および使用期間

(ﾍ) 供給地点における予備送電サービスの希望の有無および希望される予備送電サービスの種別

ハ　負荷設備，契約電力，契約電流または契約容量については，1 年間を通じての最大の負荷を基

準として，契約者から申し出ていただきます。この場合，1 年間を通じての最大の負荷を確認するため，必要に応じて接続供給の開始希望日以降 1 年間の接続供給電力の計画値を当社所定の様式により申し出ていただきます。

ニ　当社は，原則として供給側接続事前検討の申込みから 2 週間以内に検討結果をお知らせいたします。

(3) 需要抑制量調整供給事前検討の申込み

イ　当社は，需要抑制契約者が希望される場合に，特定卸供給の用に供する電気を受電するにあたり，工事の要否および工事が必要な場合の当該工事の種別についての検討（以下「需要抑制量調整供給事前検討」といいます。）をいたします。

ロ　需要抑制契約者は，次の事項を明らかにして，当社所定の様式により，需要抑制量調整供給事前検討の申込みをしていただきます。この場合，需要抑制契約者への情報開示に係る需要者の承諾書（当社所定の様式によります。）をあわせて提出していただくことがあります。

(ｲ) 需要抑制契約者の名称

(ﾛ) 需要者の名称，需要場所（供給地点特定番号を含みます。）

(ﾊ) 需要抑制量調整供給の開始希望日

ハ　当社は，原則として需要抑制量調整供給事前検討の申込みから 2 週間以内に検討結果をお知らせいたします。

(4) 契約の申込み

契約者は，(1)ロ(ｲ)または(ﾛ)の事項およびイまたはロの事項を，発電契約者は，(1)ロ(ﾊ)の事項およびハの事項を，需要抑制契約者は，ニの事項を明らかにして，当社所定の様式により，接続供給契約，振替供給契約，発電量調整供給契約，系統連系受電契約または需要抑制量調整供給契約の申込みをしていただきます。この場合，8（契約の要件）(1)へおよび接続供給の実施に必要な需要者の情報を当社が契約者に対し提供することに関する需要者の契約者に対する承諾書の写し，8（契約の要件）(2)ホに定める要件を満たすことを証明する文書および 8（契約の要件）(2)ヌに定める発電者の発電契約者に対する承諾書の写しまたは 8（契約の要件）(4)ホおよび需要抑制量調整供給の実施に必要な需要者の情報を当社が需要抑制契約者に対し提供することに関する需要者の需要抑制契約者に対する承諾書の写しをあわせて提出していただきます。ただし，発電契約者と発電者との間で締結する電力受給に関する契約等において，発電者が系統連系受電契約の締結について合意していることおよび発電者がこの約款に関する事項を遵守することを承諾していることが明らかな場合，契約者と需要者との間で締結する電力需給に関する契約等において，需要者がこの約款に関する事項を遵守することおよび接続供給の実施に必要な需要者の情報を，当社が契約者に対し提供することを承諾していることが明らかな場合または需要抑制契約者と需要者との間で締結する需要抑制に関する契約等において，需要者がこの約款に関する事項を遵守することおよび需要抑制量調整供給の実施に必要な需要者の情報を，当社が需要抑制契約者に対し提供することを承諾していることが明らかな場合で，当社が当該文書および承諾書の提出を不要と判断するときは，当該文書および承諾書の提出を省略することができるものといたします。

なお，自己等への電気の供給の用に供するための接続供給契約または振替供給契約を希望される場合は，8（契約の要件）(1)リに定める要件を満たすことを証明する文書をあわせて提出してい

ただきます。この場合，当社は，必要に応じて，所管の官庁にこの要件を満たすことの確認を行ないます。

また，発電量調整供給契約を希望される場合で，電力広域的運営推進機関送配電等業務指針に定める保証金（以下「系統連系保証金」といい，その金額は電力広域的運営推進機関業務規程に定める方法により算定いたします。）を要するときは，系統連系保証金をお支払いいただき，かつ，電源接続案件一括検討プロセスにもとづき工事費負担金補償金を定めるときは，当社と工事費負担金の補償に関する契約を締結のうえ，(1)の申込みに対する当社の回答日から 1 年以内（電源接続案件一括検討プロセスにもとづき申込みをされる場合および海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律〔以下「再エネ海域利用法」といいます。〕第 13 条第 2 項第 10 号に規定する選定事業者〔以下「選定事業者」といいます。〕を発電者として申込みをされる場合を除きます。）に申込みをしていただくものとし，需要抑制量調整供給契約を希望される場合は，8（契約の要件）(4)イに定める要件を満たすことを証明する文書を提出していただきます。

イ　接続供給の場合

(ｲ) 需要者の名称，用途，需要場所（供給地点特定番号を含みます。）および供給地点

(ﾛ) 供給地点における供給電気方式および供給電圧

(ﾊ) 需要場所における負荷設備，主開閉器，受電設備および発電設備等

(ﾆ) 契約電力（分割接続供給を希望される場合は，申込みをされる契約者に係る接続送電サービス契約電力，臨時接続送電サービス契約電力または予備送電サービス契約電力といたします。），契約電流または契約容量

(ﾎ) 契約受電電力

(ﾍ) 希望される接続送電サービス，臨時接続送電サービスまたは予備送電サービスの種別（分割接続供給を希望される場合は，申込みをされる契約者に係る接続送電サービス，臨時接続送電サービスまたは予備送電サービスの種別といたします。）

(ﾄ) 接続受電電力の計画値および接続供給電力の計画値

(ﾁ) 電気の調達先となる契約者，発電契約者または需要抑制契約者の名称および調達量の計画値

(ﾘ) 電気の販売先となる契約者，発電契約者または需要抑制契約者の名称および販売量の計画値

(ﾇ) 連絡体制

(ﾙ) 20（臨時接続送電サービス）を希望される場合には，契約使用期間（分割接続供給を希望される場合は，申込みをされる契約者に係る臨時接続送電サービスの契約使用期間といたします。）

(ﾇ) 分割接続供給を希望される場合，次の事項（あらかじめ双方の契約者で協議のうえ，申込みをしていただきます。）

a　15（供給および契約の単位）(2)イまたはロのうち希望される分割接続供給の形態

b　15（供給および契約の単位）(2)イにより当社が分割接続供給を行なう場合，それぞれの契約者への分割接続供給の形態

c　15（供給および契約の単位）(2)イ(ｲ)により当社が分割接続供給を行なう場合，契約者があらかじめ定めた 30 分ごとの電力量（以下「通告電力量」といいます。）を当社に通知する契約者

d　15（供給および契約の単位）(2)ロにより当社が分割接続供給を行なう場合，それぞれの契約者へ分割接続供給する時間帯（以下「供給時間帯」といいます。）および分割接続供給に係る料金その他の調整先となる契約者

e　分割接続供給に係る料金その他の調整に使用する，1 供給地点につき，1 接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービス契約電力および接続送電サービスの種別

f　臨時接続送電サービスを希望される場合は，分割接続供給に係る料金その他の調整に使用する，1 供給地点につき，1 臨時接続送電サービスを適用したときの臨時接続送電サービス契約電力および臨時接続送電サービスの種別

g　予備送電サービスを希望される場合は，分割接続供給に係る料金その他の調整に使用する，1 供給地点につき，1 予備送電サービスを適用したときの予備送電サービス契約電力および予備送電サービスの種別

なお，負荷設備，契約電力，契約電流または契約容量については，1 年間を通じての最大の負荷を基準として，契約者から申し出ていただきます。この場合，1 年間を通じての最大の負荷を確認するため，必要に応じて接続供給の開始希望日以降 1 年間の接続供給電力の計画値を当社所定の様式により申し出ていただきます。

ロ　振替供給の場合

(ｲ) 連絡体制

(ﾛ) 当社が小売電気事業，一般送配電事業，特定送配電事業または自己等への電気の供給の用に供する電気を振替供給する場合には，当該振替供給に係る当社以外の一般送配電事業者または配電事業者との接続供給契約等の内容または申込内容

ハ　発電量調整供給の場合

(ｲ) 発電場所の受電地点特定番号および発電設備等に係る供給地点の供給地点特定番号

(ﾛ) 契約受電電力および同時最大受電電力

(ﾊ) 発電量調整受電計画電力

(ﾆ) 電気の調達先となる契約者，発電契約者または需要抑制契約者の名称および調達量の計画値

(ﾎ) 電気の販売先となる契約者，発電契約者または需要抑制契約者の名称および販売量の計画値

(ﾍ) 連絡体制

ニ　需要抑制量調整供給の場合

(ｲ) 需要抑制契約者の名称

(ﾛ) 需要抑制量調整受電計画電力

(ﾊ) 需要抑制を行なう場合の 30 分ごとの需要抑制量調整受電計画電力量に対応する，需要抑制の予定電力量（1 ベースラインに係る需要場所を複数とする場合で，当該ベースラインにもとづく需要抑制量調整受電計画電力量を設定するときは，需要場所ごとの需要抑制量調整供給に係る需要抑制の予定電力量といたします。）の最小値

(ﾆ) 需要抑制を行なう場合の 30 分ごとの販売計画の最小値

(ﾎ) 需要者の名称および需要場所（供給地点特定番号を含みます。）

(ﾍ) 需要者と電力需給に関する契約等を締結している契約者の名称

(ﾄ) 需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量および需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量

の算定方法となる 31（電力および電力量の算定）(14)イまたはロ

(ﾁ) 電気の調達先となる契約者，発電契約者または需要抑制契約者の名称および調達量の計画値

(ﾘ) 電気の販売先となる契約者，発電契約者または需要抑制契約者の名称および販売量の計画値

(ﾇ) 需要抑制量調整供給の開始希望日

(ﾙ) 連絡体制

なお，需要抑制バランシンググループごとの(ﾄ)の算定方法となる 31（電力および電力量の算定）(14)イまたはロのいずれかの適用を開始した後 1 年間は同一の算定方法の適用を継続していただくものといたします。

(5) 当社は，接続供給契約（受電地点〔会社間連系点の場合に限ります。〕に係る事項に限ります。）または振替供給契約について，当日等の利用分および翌日等の利用分に限り，(4)に定める様式以外で当社が指定した方法により契約者に申込みをしていただくことがあります。また，当社は，受給契約等にもとづく連系線の利用に係る事項（当社以外の一般送配電事業者の連系線の利用に係る事項を含みます。）について，当社が指定した方法により契約者に提出していただくことがあります。この場合，当該申込み方法による申込みに係る託送供給の実施または受給契約等にもとづく連系線の利用に係る事項の提出にともなって必要となる事項に関する契約（以下「契約者に係る基本契約」といいます。）を当社とあらかじめ締結していただきます。

なお，契約者に係る基本契約の契約期間は，契約者と当社との協議がととのった日から 1 年間とし，契約期間満了に先だって契約内容に変更がない場合は，契約期間満了後も 1 年ごとに同一条件で継続されるものといたします。

また，契約者に係る基本契約で定める事項について，基本契約書を作成いたします。

(6) 当社は，受給契約等にもとづく連系線の利用に係る事項（当社以外の一般送配電事業者の連系線の利用に係る事項を含みます。）について，当社が指定した方法により発電契約者に提出していただくことがあります。この場合，受給契約等にもとづく連系線の利用に係る事項の提出にともなって必要となる事項に関する契約（以下「発電契約者に係る基本契約」といいます。）を当社とあらかじめ締結していただきます。

なお，発電契約者に係る基本契約の契約期間は，発電契約者と当社との協議がととのった日から 1 年間とし，契約期間満了に先だって契約内容に変更がない場合は，契約期間満了後も 1 年ごとに同一条件で継続されるものといたします。

また，発電契約者に係る基本契約で定める事項について，基本契約書を作成いたします。

(7) 当社は，受給契約等にもとづく連系線の利用に係る事項（当社以外の一般送配電事業者の連系線の利用に係る事項を含みます。）について，当社が指定した方法により需要抑制契約者に提出していただくことがあります。この場合，受給契約等にもとづく連系線の利用に係る事項の提出にともなって必要となる事項に関する契約（以下「需要抑制契約者に係る基本契約」といいます。）を当社とあらかじめ締結していただきます。

なお，需要抑制契約者に係る基本契約の契約期間は，需要抑制契約者と当社との協議がととのった日から 1 年間とし，契約期間満了に先だって契約内容に変更がない場合は，契約期間満了後も 1 年ごとに同一条件で継続されるものといたします。

また，需要抑制契約者に係る基本契約で定める事項について，基本契約書を作成いたします。

10　契約の成立および契約期間

(1) 接続供給契約は，接続供給契約の申込みを当社が承諾したときに，振替供給契約は，振替供給契約の申込みを当社が承諾したときに，発電量調整供給契約は，発電量調整供給契約の申込みを当社が承諾したときに，系統連系受電契約は，系統連系受電契約の申込みを当社が承諾したときに，需要抑制量調整供給契約は，需要抑制量調整供給契約の申込みを当社が承諾したときに，それぞれ成立いたします。

(2) 契約期間は，次によります。

イ　接続供給の場合

(ｲ) 契約期間は，20（臨時接続送電サービス）を利用される場合を除き，接続供給契約が成立した日から，料金適用開始の日以降1年目の日までといたします。

(ﾛ) 契約期間満了に先だって接続供給契約の消滅または変更がない場合は，接続供給契約は，契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものといたします。

(ﾊ) 20（臨時接続送電サービス）を利用される場合の契約期間は，接続供給契約が成立した日から，あらかじめ定めた契約使用期間満了の日までといたします。

ロ　発電量調整供給の場合

(ｲ) 契約期間は，発電設備等に係る供給地点において 20（臨時接続送電サービス）が適用されている場合等特別の事情がある場合を除き，発電量調整供給契約または系統連系受電契約が成立した日から，料金適用開始の日以降1年目の日までといたします。

(ﾛ) 契約期間満了に先だって発電量調整供給契約または系統連系受電契約の消滅または変更がない場合は，発電量調整供給契約または系統連系受電契約は，契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものといたします。

(ﾊ) 契約期間は，発電設備等に係る供給地点において 20（臨時接続送電サービス）が適用されている場合等特別の事情がある場合，発電量調整供給契約または系統連系受電契約が成立した日から，発電契約者または発電者と当社との協議により定めた日までといたします。

ハ　振替供給または需要抑制量調整供給の場合

契約期間は，振替供給契約または需要抑制量調整供給契約が成立した日から，契約者または需要抑制契約者の申込みにもとづき，契約者または需要抑制契約者と当社との協議により定めた日までといたします。ただし，特別の事情がない限り，契約期間は，振替供給または需要抑制量調整供給の開始日から起算して1年未満とならないものといたします。

11　託送供給等の開始

(1) 当社は，接続供給契約，振替供給契約，発電量調整供給契約，系統連系受電契約または需要抑制量調整供給契約の申込みを承諾したときには，契約者，発電契約者または需要抑制契約者と協議のうえ託送供給または電力量調整供給の開始日を定め，供給準備その他必要な手続きを経たのち，すみやかに託送供給または電力量調整供給を開始いたします。

(2) 当社は，天候，用地交渉，停電交渉等の事情によるやむをえない理由によって，あらかじめ定めた託送供給または電力量調整供給の開始日に託送供給または電力量調整供給ができないことが明らかになった場合には，その理由を契約者，発電契約者または需要抑制契約者にお知らせし，あ

らためて契約者，発電契約者または需要抑制契約者と協議のうえ，託送供給または電力量調整供給の開始日を定めて託送供給または電力量調整供給を開始いたします。

12　供給準備その他必要な手続きのための協力

契約者，発電契約者，需要抑制契約者，発電者または需要者は，当該託送供給または電力量調整供給の実施にともない当社が施設または所有する供給設備の工事および維持のために必要な用地の確保等について協力していただきます。

13　電気方式，電圧および周波数

(1) 受電電気方式は，受電電圧に応じて，次のとおりといたします。

受電電圧	低圧	交流単相 2 線式，交流単相 3 線式または交流 3 相 3 線式
	高圧または特別高圧	交流 3 相 3 線式

(2) 供給電気方式は，供給電圧および接続送電サービス，臨時接続送電サービスまたは予備送電サービスに応じて，Ⅲ（料金）の各項に定めるところによります。

(3) 受電電圧は，会社間連系点を受電地点とする場合を除き，原則として，受電地点（1 建物内の 2 以上の発電場所から共同引込線〔2 以上の発電場所または需要場所に対して 1 引込みにより電気を受電または供給するための引込線をいいます。〕による 1 引込みで電気を受電する場合の受電地点は，発電場所ごとに異なる地点とみなします。）における契約受電電力（発電場所における発電設備等，受電設備および負荷設備等を基準として，発電契約者と当社との協議により受電地点ごとに定めます。）に応じて，次のとおりといたします。

契約受電電力	50 キロワット未満	標準電圧　100 ボルトまたは 200 ボルト
	50 キロワット以上 2,000 キロワット未満	標準電圧　　6,000 ボルト
	2,000 キロワット以上 10,000 キロワット未満	標準電圧　　30,000 ボルト
	10,000 キロワット以上 50,000 キロワット未満	標準電圧　　60,000 ボルト
	50,000 キロワット以上	標準電圧　140,000 ボルト

(4) 供給電圧は，会社間連系点を供給地点とする場合を除き，接続送電サービス，臨時接続送電サービスまたは予備送電サービスに応じて，Ⅲ（料金）の各項に定めるところによります。

ただし，接続送電サービス契約電力が 500 キロワット未満である場合（契約者が新たに供給地点への接続供給を開始される場合または需要場所における受電設備を変更される場合等に限ります。）は，別表 1（契約設備電力の算定）により定めた供給地点（1 建物内の 2 以上の需要場所に共同引込線による 1 引込みで電気を供給する場合の供給地点は，需要場所ごとに異なる地点とみなします。）における契約設備電力に応じて次のとおりといたします。

契約設備電力	50 キロワット未満	標準電圧　100 ボルトまたは 200 ボルト
	50 キロワット以上	標準電圧　6,000 ボルト

なお，1 需要場所において，電灯標準接続送電サービス，電灯時間帯別接続送電サービスまたは電灯従量接続送電サービスと動力標準接続送電サービス，動力時間帯別接続送電サービスまたは動力従量接続送電サービスとをあわせて契約する場合，契約設備電力の合計が 50 キロワット未満となるときの供給電圧は原則として標準電圧 100 ボルトまたは 200 ボルトとし，契約設備電力の合計が 50 キロワット以上となるときの供給電圧は原則として標準電圧 6,000 ボルトといたします。ただし，契約者が希望され，かつ，電気の使用状態，当社の供給設備の状況等から当社が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは，契約設備電力の合計が 50 キロワット以上であっても，標準電圧 100 ボルトまたは 200 ボルトとすることがあります。この場合，当社は，需要者の土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

(5) 受電電圧については発電者に，供給電圧については需要者に特別の事情がある場合または当社の供給設備の都合でやむをえない場合には，(3)または(4)に定める当該標準電圧より上位または下位の電圧で，受電または供給することがあります。

(6) 周波数は，標準周波数 50 ヘルツといたします。

14　発電場所および需要場所

(1) 当社は，原則として，1 構内をなすものは 1 構内を 1 発電場所または 1 需要場所とし，これによりがたい場合には，イおよびロによります。

なお，1 構内をなすものとは，さく，へい等によって区切られ公衆が自由に出入りできない区域であって，原則として区域内の各建物が同一会計主体に属するものをいいます。ただし，複数の発電設備等を隣接した構内に設置する場合は，正当な理由がない限り，1 構内をなすものとみなします。

イ　当社は，1 建物をなすものは 1 建物を 1 発電場所または 1 需要場所とし，これによりがたい場合には，ロによります。

なお，1 建物をなすものとは，独立した 1 建物をいいます。ただし，複数の建物であっても，それぞれが地上または地下において連結され，かつ，各建物の所有者および使用者が同一のとき等建物としての一体性を有していると認められる場合は，1 建物をなすものとみなします。また，看板灯，庭園灯，門灯等建物に付属した屋外電灯は，建物と同一の発電場所または需要場所といたします。

ロ　構内または建物の特殊な場合には，次によります。

(ｲ) 居住用の建物の場合

1 建物に会計主体の異なる部分がある場合で，次のいずれにも該当するときは，各部分をそれぞれ 1 発電場所または 1 需要場所とすることができます。この場合には，共用する部分を原則として 1 発電場所または 1 需要場所といたします。

a　各部分の間が固定的な隔壁または扉で明確に区分されていること。

b　各部分の屋内配線設備が相互に分離して施設されていること。

c　各部分が世帯単位の居住に必要な機能（炊事のための設備等）を有すること。

(ﾛ) 居住用以外の建物の場合

1 建物に会計主体の異なる部分がある場合で，各部分の間が固定的な隔壁で明確に区分され，かつ，共用する部分がないときまたは各部分の所有者が異なるときは，各部分をそれぞれ 1 発電場所または 1 需要場所とすることができます。この場合には，共用する部分を原則として 1 発電場所または 1 需要場所といたします。

(ﾊ) 居住用部分と居住用以外の部分からなる建物の場合

1 建物に居住用部分と居住用以外の部分がある場合は，(ﾛ)に準ずるものといたします。ただし，アパートと店舗からなる建物等居住用部分と居住用以外の部分の間が固定的な隔壁で明確に区分されている建物の場合は，居住用部分に限り(ｲ)に準ずるものといたします。

(2) 隣接する複数の構内の場合で，それぞれの構内において営む事業の相互の関連性が高いときは，(1)にかかわらず，その隣接する複数の構内を1発電場所または1需要場所とすることがあります。

(3) 道路その他公共の用に供せられる土地（(1)に定める構内または(2)に定める隣接する複数の構内を除きます。）において，街路灯等が設置されている場合は，その設置されている場所を 1 発電場所または 1 需要場所といたします。

(4) (1)に定める 1 構内，(1)イに定める 1 建物，(2)に定める隣接する複数の構内または(3)に定める設置されている場所（以下「原需要場所等」といいます。）において，災害による被害を防ぐための措置，温室効果ガス等の排出の抑制等のための措置，または電気工作物の設置および運用の合理化のための措置その他の電気の使用者の利益に資する措置にともない必要な設備を新たに使用する際に，当該設備が施設された区域または部分（以下「特例区域等」といいます。）の契約者または発電契約者からの申出がある場合で，次のいずれにも該当するときは，(1)，(2)または(3)にかかわらず，特例区域等を 1 発電場所または 1 需要場所といたします。

イ　次の事項について，原需要場所等から特例区域等を除いた区域または部分（以下「非特例区域等」といいます。）の発電者または需要者の承諾をえていること。

(ｲ) 非特例区域等について，(1)，(2)または(3)に準じて発電場所または需要場所を定めること。

(ﾛ) 当社が特例区域等における業務を実施するため，43（発電場所および需要場所への立入りによる業務の実施）に準じて，非特例区域等の発電者または需要者の土地または建物に立ち入らせていただく場合には，正当な理由がない限り，立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただくこと。

ロ　特例区域等と非特例区域等の間が外観上区分されていること。

ハ　特例区域等と非特例区域等の配線設備が相互に分離して施設されていること。

ニ　当社が非特例区域等における業務を実施するため，43（発電場所および需要場所への立入りによる業務の実施）に準じて，特例区域等の発電者または需要者の土地または建物に立ち入らせていただく場合には，正当な理由がない限り，立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただくこと。

ホ　特例区域等を 1 発電場所または 1 需要場所とすることが社会的経済的事情に照らし不適当でなく，他の電気の使用者の利益を著しく阻害するおそれがないこと。

15　供給および契約の単位

(1) 当社は，次の場合を除き，1 需要場所について 1 接続送電サービスまたは 1 臨時接続送電サービスを適用し，1 電気方式，1 引込みおよび 1 計量をもって託送供給を行ない，1 発電場所について 1 系統連系受電サービスを適用（当社が特定契約を締結している場合〔発電契約者が発電者との間で電力受給に関する契約を締結している場合を除きます。〕を除きます。）し，1 電気方式，1 引込みおよび 1 計量をもって発電量調整供給を行ないます。

イ　1 需要場所につき，(ｲ)および(ﾛ)の 2 臨時接続送電サービスをあわせて契約する場合，または，次の 1 臨時接続送電サービス（(ｲ)および(ﾛ)の 2 臨時接続送電サービスをあわせて契約する場合またはへの場合は，2 臨時接続送電サービスといたします。）とこれ以外の 1 接続送電サービス（ロまたはへの場合は，2 接続送電サービスといたします。）とをあわせて契約する場合

(ｲ) 電灯臨時定額接続送電サービスおよび電灯臨時接続送電サービスのうちの 1 臨時接続送電サービス

(ﾛ) 動力臨時定額接続送電サービスおよび動力臨時接続送電サービスのうちの 1 臨時接続送電サービス

(ﾊ) 高圧臨時接続送電サービス

(ﾆ) 特別高圧臨時接続送電サービス

ロ　電灯または小型機器と動力とをあわせて使用する需要者に供給する場合で，次の 2 接続送電サービスをあわせて契約する場合

(ｲ) 電灯定額接続送電サービス，電灯標準接続送電サービス，電灯時間帯別接続送電サービスおよび電灯従量接続送電サービスのうちの 1 接続送電サービス

(ﾛ) 動力標準接続送電サービス，動力時間帯別接続送電サービスおよび動力従量接続送電サービスのうちの 1 接続送電サービス

ハ　共同引込線による引込みで託送供給または発電量調整供給を行なう場合

ニ　予備送電サービスをあわせて契約する場合

ホ　災害による被害を防ぐための措置，温室効果ガス等の排出の抑制等のための措置，または電気工作物の設置および運用の合理化のための措置その他の電気の使用者の利益に資する措置にともない，契約者または発電契約者からの申出がある場合で，当社が技術上，保安上適当と認めたとき。

ヘ　(2)イまたはロにより当社が分割接続供給を行なう場合

ト　その他技術上，経済上やむをえない場合等特別の事情がある場合

(2) 接続供給の場合，当社は，あらかじめ定めた発電契約者または電力広域的運営推進機関が定めた発電契約者および需要場所について，1 接続供給契約を結び，1 需要バランシンググループを設定いたします。この場合，それぞれの需要場所は原則として 1 接続供給契約に属するものとし，また，当社は，原則として，1 契約者に対して 1 接続供給契約を結びます。

なお，電気鉄道の場合で，負荷が移動するために同一送電系統に属する 2 以上の供給地点において常時電気の供給を受ける契約者が希望されるときは，その料金その他の供給条件について複数供給地点を 1 供給地点とみなすことがあります。

また，当社は，分割接続供給の場合，1 需要場所につき，2 契約者にそれぞれ 1 接続供給契約を

適用し，原則として 2 接続送電サービスまたは 2 臨時接続送電サービスを適用のうえ，1 電気方式，1 引込みおよび 1 計量をもって次のいずれかの形態で分割接続供給を行ないます。

イ　当社が，1 需要場所において，あらかじめ定めた量の電気の供給を行なう契約者（以下「非需要追随供給者」といいます。）およびそれ以外の電気の供給を行なう契約者（以下「需要追随供給者」といいます。）に分割接続供給を行なう形態

なお，非需要追随供給者への分割接続供給は，次のいずれかの方法で行ないます。

(ｲ) 当社が，通告電力量に応じて分割接続供給を行なう方法

(ﾛ) 当社が，すべての時間帯において，一定の電力量（原則として，19〔接続送電サービス〕(2)イ(ﾍ) a，ロまたは 20〔臨時接続送電サービス〕(2)ロの非需要追随供給者に係る接続送電サービス契約電力または臨時接続送電サービス契約電力の値を 2 で除した値をいいます。以下「ベース電力量」といいます。）で分割接続供給を行なう方法

ロ　当社が，1 需要場所において，供給時間帯ごとに，それぞれの契約者に分割接続供給を行なう形態

(3) 振替供給の場合，当社は，原則として，あらかじめ定めた発電契約者または電力広域的運営推進機関が定めた発電契約者（発電契約者が複数ある場合は，同一の一般送配電事業者または同一の配電事業者と発電量調整供給契約を締結するものといたします。）および 1 供給地点（当社以外の一般送配電事業者または配電事業者との接続供給契約ごとに 1 供給地点とみなします。）について，1 振替供給契約を結びます。

(4) 発電量調整供給の場合，当社は，原則として，あらかじめ定めた発電場所（発電場所が複数ある場合は，同一の一般送配電事業者の供給設備に接続するものといたします。）および発電バランシンググループについて，1 発電量調整供給契約を結びます。また，当社は，当社が特定契約を締結している場合（発電契約者が発電者との間で電力受給に関する契約を締結している場合を除きます。）を除き，原則として，あらかじめ定めた発電場所について，1 系統連系受電契約を結びます。

なお，低圧の受電地点に係る発電場所および当社または当社の供給区域で事業を営む配電事業者が指定する系統運用上必要な調整機能を有する発電設備等であって別途当社または当社の供給区域で事業を営む配電事業者と調整に関する契約を締結する設備（極短周期成分に対応する周波数制御用の調整機能のみを提供する場合を除きます。以下「調整電源」といいます。）に該当する発電場所は，原則として 1 発電バランシンググループに属するものといたします。この場合，調整電源に該当する発電場所は，原則として発電場所ごとに発電バランシンググループを設定していただきます。

また，再生可能エネルギー発電設備（再生可能エネルギー特別措置法第 2 条第 2 項に定める再生可能エネルギー発電設備をいいます。ただし，特定契約により再生可能エネルギー電気を供給する事業に係る発電設備等に限ります。）の受電地点に係る発電場所が発電バランシンググループに含まれる場合は，次のとおりといたします。

イ　附則 5（発電量調整供給契約についての特別措置〔再生可能エネルギー発電設備〕）(5)または(6)に該当する場合で，インバランスリスク単価（再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則〔以下「再生可能エネルギー特別措置法施行規則」といいます。〕に

定めるインバランスリスクに係る単価をいいます。）が異なる再生可能エネルギー発電設備をあわせて使用されるときは，同一の特定契約に係って受電する電気のみに係る発電バランシンググループ（以下「特例発電バランシンググループ」といいます。）に含まれる再生可能エネルギー発電設備に適用されるインバランスリスク単価が同一となるように特例発電バランシンググループを設定していただきます。

ロ　附則 5（発電量調整供給契約についての特別措置〔再生可能エネルギー発電設備〕）(5)の適用を受ける再生可能エネルギー発電設備の受電地点に係る発電場所は，原則として発電量調整受電計画差対応補給電力料金単価等が異なる複数のバランシンググループに属することはできないものといたします。

ハ　当社または特定送配電事業者の再生可能エネルギー電気卸供給約款にもとづき指定した再生可能エネルギー発電設備から電気を調達する場合，当社または特定送配電事業者の再生可能エネルギー電気卸供給約款にもとづき指定した再生可能エネルギー発電設備とそれ以外の再生可能エネルギー発電設備とが共に含まれないように発電バランシンググループを設定していただきます。この場合，再生可能エネルギー電気卸供給約款に係る発電場所は，1 発電量調整供給契約に属するものといたします。

(5) 需要抑制量調整供給の場合，当社は，原則として，あらかじめ定めた需要場所（ただし，需要場所が複数ある場合は，同一の一般送配電事業者の供給設備に接続するものといたします。また，分割接続供給の場合は，当該需要場所に係る接続供給契約といたします。）および需要抑制バランシンググループについて，1 需要抑制量調整供給契約を結びます。

なお，低圧で電気の供給を受ける需要場所および当社または当社の供給区域で事業を営む配電事業者が指定する系統安定上必要な調整機能を有する負荷設備であって別途当社または当社の供給区域で事業を営む配電事業者と調整に関する契約を締結する設備（極短周期成分に対応する周波数制御用の調整機能のみを提供する場合を除きます。以下「調整負荷」といいます。）に該当する需要場所は，1 需要抑制バランシンググループに属するものといたします。

また，需要抑制契約者が 1 需要抑制バランシンググループに係る需要場所を複数とすることを希望される場合は，需要者と電力需給に関する契約等を締結している契約者が同一で，かつ，需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量および需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量の算定方法となる 31（電力および電力量の算定）(14)イまたはロが同一となるように需要抑制バランシンググループを設定していただきます。この場合，当該需要場所は複数の需要抑制バランシンググループに属することはできないものといたします。

16　承諾の限界

当社は，法令，電気の需給状況，供給設備の状況，用地事情ならびに料金，この約款によって支払いを要することとなった料金以外の債務（延滞利息，保証金，契約超過金，違約金，工事費負担金その他この約款から生ずる金銭債務〔以下「料金以外の債務」といいます。〕といたします。）および当社と締結する他の契約にもとづく料金等の金銭債務の支払状況その他によってやむをえない場合には，接続供給契約，振替供給契約，発電量調整供給契約，系統連系受電契約または需要抑制量調整供給契約の申込みの全部または一部をお断りすることがあります。この場合は，その理由を

契約者，発電契約者，発電者または需要抑制契約者にお知らせいたします。

17　契約書の作成

当社は，契約者，発電契約者または需要抑制契約者との間で，原則として託送供給または電力量調整供給の開始前に，託送供給または電力量調整供給に関する必要な事項について，契約書を作成いたします。

Ⅲ 料　　金

18 料　　金

料金は，次のとおりといたします。

(1) 契約者に係る料金

イ　契約者に係る料金は，ロによって算定された日程等別料金，24（接続対象計画差対応電力）によって算定された接続対象計画差対応補給電力料金および接続対象計画差対応余剰電力料金ならびに 26（給電指令時補給電力）(1)によって算定された給電指令時補給電力料金といたします。

ロ　日程等別料金は，19（接続送電サービス）によって算定された接続送電サービス料金，20（臨時接続送電サービス）によって算定された臨時接続送電サービス料金および 21（予備送電サービス）によって算定された予備送電サービス料金（以下「送電サービス料金」といいます。ただし，分割接続供給の場合は，33（料金の算定）(11)，(12)または(13)にもとづき料金の調整を行ないます。）のうち，(ｲ)，(ﾛ)，(ﾊ)，(ﾆ)，(ﾎ)，(ﾍ)または(ﾄ)に定める日が同一となるもの（この場合，当該同一となる日を以下「供給側料金算定日」といいます。）を合計して算定いたします。

(ｲ) 検　針　日

(ﾛ) 電灯定額接続送電サービス，電灯臨時定額接続送電サービスおよび動力臨時定額接続送電サービス（以下「定額接続送電サービス」といいます。）の場合または 31（電力および電力量の算定）(27)の場合，その供給地点の属する検針区域の検針日

(ﾊ) 電灯臨時定額接続送電サービスまたは動力臨時定額接続送電サービスで応当日（その供給地点を新たに設定した日に対応する日をいいます。）にもとづき料金算定期間を定める場合，応当日

(ﾆ) 28（検針日）(5)の場合で，実際に検針を行なった日が，当社があらかじめお知らせした日より後の日となり，当社が必要と認めるときは，実際に検針を行なった日

(ﾎ) 契約者が供給地点を消滅させる場合，消滅日（特別の事情があり，その供給地点の消滅日以降に計量値の確認を行なった場合は，その日といたします。）

(ﾍ) 31（電力および電力量の算定）(31)の場合，電力量または最大需要電力等が協議によって定められた日

(ﾄ) 当社が分割接続供給を行なう供給地点において，いずれかの契約者に係る接続供給契約が消滅した場合，消滅日（特別の事情があり，その接続供給契約の消滅日以降に計量値の確認を行なった場合は，その日といたします。）

(2) 発電契約者に係る料金

発電契約者に係る料金は，23（発電量調整受電計画差対応電力）によって算定された発電量調整受電計画差対応補給電力料金および発電量調整受電計画差対応余剰電力料金ならびに 26（給電指令時補給電力）(2)によって算定された給電指令時補給電力料金といたします。

(3) 発電者に係る料金

イ　発電者に係る料金は，ロによって算定された系統連系受電サービス料金といたします。

ロ　系統連系受電サービス料金は，22（系統連系受電サービス）によって，(ｲ)，(ﾛ)，(ﾊ)または(ﾆ)に定める日（以下「受電側料金算定日」といいます。）に算定いたします。

(ｲ) 検　針　日

(ﾛ) 28（検針日）(5)の場合で，実際に検針を行なった日が，当社があらかじめお知らせした日より後の日となり，当社が必要と認めるときは，実際に検針を行なった日

(ﾊ) 発電契約者が受電地点を消滅させる場合，消滅日（特別の事情があり，その受電地点の消滅日以降に計量値の確認を行なった場合は，その日といたします。）

(ﾆ) 31（電力および電力量の算定）(31)の場合，電力量または最大連系電力等が協議によって定められた日

ただし，その 1 月の発電設備等に係る供給地点における供給側料金算定日が受電側料金算定日の翌日以降となる場合は供給側料金算定日を受電側料金算定日といたします。

(4) 需要抑制契約者に係る料金

需要抑制契約者に係る料金は，25（需要抑制量調整受電計画差対応電力）によって算定された需要抑制量調整受電計画差対応補給電力料金および需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力料金といたします。

19　接続送電サービス

(1) 適 用 範 囲

小売電気事業，特定送配電事業または自己等への電気の供給の用に供する電気に適用いたします。

(2) 接続送電サービス契約電力等

電灯定額接続送電サービスの適用を受ける場合を除き，接続送電サービス契約電力，接続送電サービス契約電流または接続送電サービス契約容量は，次によって供給地点ごとに定めます。

なお，分割接続供給の場合は，それぞれの契約者に係る接続送電サービス契約電力とあわせて，33（料金の算定）(11)にもとづき料金の調整を行なうために，1 供給地点につき，1 接続送電サービスを適用したときの接続送電サービス契約電力を定めます。

イ　低圧で供給する場合，または高圧で供給する場合で，接続送電サービス契約電力（分割接続供給の場合は，1 供給地点につき，1 接続送電サービスを適用したときの接続送電サービス契約電力といたします。）が 500 キロワット未満となるとき。

(ｲ) 各月の接続送電サービス契約電力は，次の場合を除き，その 1 月の最大需要電力等と前 11 月（低圧で供給する場合で，特別の事情があるときは，前 11 月以内で契約者と当社との協議により定めた期間とすることがあります。）の最大需要電力等のうち，いずれか大きい値といたします。

a　新たに接続送電サービスを使用される場合は，料金適用開始の日以降 12 月の期間の各月の接続送電サービス契約電力は，その 1 月の最大需要電力等と料金適用開始の日から前月まで（低圧で供給する場合で，特別の事情があるときは，料金適用開始の日から前月までの間で契約者と当社との協議により定めた期間とすることがあります。）の最大需要電力等のうち，いずれか大きい値といたします。ただし，新たに接続送電サービスを使用される前

から引き続き当社の供給設備を利用される場合には，新たに接続送電サービスを使用される前の電気の供給は，接続送電サービス契約電力の決定上，接続送電サービスによって受けた供給とみなします。

b　需要場所における受電設備を増加される場合等で，増加された日を含む1月の増加された日以降の期間の最大需要電力等の値がその1月の増加された日の前日までの期間の最大需要電力等と前11月（低圧で供給する場合で，特別の事情があるときは，前11月以内で契約者と当社との協議により定めた期間とすることがあります。）の最大需要電力等のうちいずれか大きい値を上回るときは，その1月の増加された日の前日までの期間の接続送電サービス契約電力は，その期間の最大需要電力等と前 11 月（低圧で供給する場合で，特別の事情があるときは，前11月以内で契約者と当社との協議により定めた期間とすることがあります。）の最大需要電力等のうちいずれか大きい値とし，その1月の増加された日以降の期間の接続送電サービス契約電力は，その期間の最大需要電力等の値といたします。

c　需要場所における受電設備を減少される場合等で，1 年を通じての最大需要電力等が減少することが明らかなときは，減少された日を含む1月の減少された日の前日までの期間の接続送電サービス契約電力は，その期間の最大需要電力等と前 11 月（低圧で供給する場合で，特別の事情があるときは，前 11 月以内で契約者と当社との協議により定めた期間とすることがあります。）の最大需要電力等のうちいずれか大きい値とし，減少された日以降12月の期間の各月の接続送電サービス契約電力（減少された日を含む1月の減少された日以降の期間については，その期間の接続送電サービス契約電力といたします。）は，需要場所における負荷設備および受電設備の内容，1 年間を通じての最大の負荷，同一業種の負荷率，操業度等を基準として，契約者と当社との協議によって定めた値といたします。ただし，減少された日以降 12 月の期間で，その 1 月の最大需要電力等と減少された日から前月までの最大需要電力等のうちいずれか大きい値が契約者と当社との協議によって定めた値を上回る場合（減少された日を含む1月の減少された日以降の期間については，その期間の最大需要電力等の値が契約者と当社との協議によって定めた値を上回る場合といたします。）は，接続送電サービス契約電力は，その上回る最大需要電力等の値といたします。

(ﾛ) 低圧で供給する場合で，契約者が電灯または小型機器を使用する需要者に供給し，かつ，契約者が希望されるときは，(ｲ)にかかわらず，次により，接続送電サービス契約電流または接続送電サービス契約容量（6 キロボルトアンペア以上となるときに限ります。）を定め，接続送電サービス契約電力に代えて適用いたします。

a　接続送電サービス契約電流

(a) 接続送電サービス契約電流は，5 アンペア，10 アンペア，15 アンペア，20 アンペア，30アンペア，40アンペア，50アンペアまたは60アンペアのいずれかとし，契約者の申出によって定めます。

(b) 当社は，接続送電サービス契約電流に応じて電流制限器その他の適当な装置（以下「電流制限器等」といいます。）または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし，契約者または需要者において使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が接続送電サービス契約電流をこえるおそれがないと認められる場

合には，当社は，電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。

b　接続送電サービス契約容量

接続送電サービス契約容量は，契約主開閉器の定格電流にもとづき，別表 3（契約電力および契約容量の算定方法）により算定された値といたします。この場合，あらかじめ契約主開閉器を設定していただきます。

なお，当社は，契約主開閉器が制限できる電流を，必要に応じて確認いたします。

(ﾊ) 低圧で供給する場合で，契約者が動力を使用する需要者に供給し，かつ，契約者が希望されるときの接続送電サービス契約電力は，(ｲ)にかかわらず，契約主開閉器の定格電流にもとづき，別表 3（契約電力および契約容量の算定方法）により算定された値といたします。この場合，あらかじめ契約主開閉器を設定していただきます。

なお，当社は，契約主開閉器が制限できる電流を，必要に応じて確認いたします。

(ﾆ) (ｲ)の適用後 1 年に満たない場合は，(ﾛ)または(ﾊ)を適用いたしません。また，(ﾛ)または(ﾊ)の適用後 1 年に満たない場合は，(ｲ)を適用いたしません。

(ﾎ) 需要場所における主開閉器（低圧で供給する場合に限ります。），負荷設備または受電設備を変更される場合は，51（契約の変更）に準じて，あらかじめ申し出ていただきます。

(ﾍ) 分割接続供給の場合におけるそれぞれの契約者に係る接続送電サービス契約電力は，次のとおりといたします。

a　15（供給および契約の単位）(2)イにより当社が分割接続供給を行なう場合

非需要追随供給者に係る接続送電サービス契約電力は，双方の契約者と当社との協議によって定め，需要追随供給者に係る接続送電サービス契約電力は，31（電力および電力量の算定）(19)ロ(ｲ)または(ﾛ)で定める最大需要電力等を用いて，イ(ｲ)に準じて定めます。

b　15（供給および契約の単位）(2)ロにより当社が分割接続供給を行なう場合

それぞれの契約者に係る接続送電サービス契約電力は，31（電力および電力量の算定）(19)ロ(ﾊ)で定める最大需要電力等を用いて，イ(ｲ)に準じて定めます。

ロ　高圧で供給する場合で，接続送電サービス契約電力（分割接続供給の場合は，1 供給地点につき，1 接続送電サービスを適用したときの接続送電サービス契約電力といたします。）が 500 キロワット以上となるときまたは特別高圧で供給する場合

接続送電サービス契約電力は，需要場所における負荷設備および受電設備の内容，1 年間を通じての最大の負荷，同一業種の負荷率，操業度等を基準として，契約者と当社との協議によって定めます。

なお，新たに接続送電サービスを使用される場合等で，適当と認められるときは，使用開始の日から 1 年間については，接続送電サービス契約電力がてい増する場合に限り，段階的に定めることがあります。

また，分割接続供給の場合におけるそれぞれの契約者に係る接続送電サービス契約電力は，それぞれの契約者と当社との協議によって定めます。

ハ　イ(ｲ)により接続送電サービス契約電力を定めている供給地点について，最大需要電力等が 500 キロワット以上となる場合は，接続送電サービス契約電力をロによってすみやかに定めるこ

ととし，それまでの間の接続送電サービス契約電力は，イ(ｲ)によって定めます。

ニ　高圧または特別高圧で供給する場合で，需要者の発電設備の検査，補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気をあわせて供給するときの接続送電サービス契約電力は，イ，ロまたはハにかかわらず，当該供給分以外の供給分につきイ，ロまたはハに準じて定めた値に，原則として需要者の発電設備の容量を基準として，契約者と当社との協議によって定めた値を加えたものといたします。

また，当該供給分以外の供給分についてイ(ｲ)に準ずる場合で，需要場所における負荷設備または受電設備を変更されるときは，51（契約の変更）に準じて，あらかじめ申し出ていただきます。

なお，この場合，当社は，必要に応じて，需要者の発電設備の運転に関する記録を契約者から提出していただきます。

また，分割接続供給の場合で，需要者の発電設備の検査，補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気の供給を行なうときは，原則として，次のとおりといたします。

(ｲ) 15（供給および契約の単位）(2)イにより当社が分割接続供給を行なう場合

当該不足電力の補給にあてるための電気の供給は，需要追随供給者へ行なうものといたします。この場合，需要追随供給者に係る接続送電サービス契約電力は，イ，ロまたはハにかかわらず，需要者の発電設備の容量を基準として需要追随供給者と当社との協議によって定めた値に当該不足電力分以外の供給分につきイ，ロまたはハに準じて定めた値を加えたものといたします。

(ﾛ) 15（供給および契約の単位）(2)ロにより当社が分割接続供給を行なう場合

当該不足電力の補給にあてるための電気の供給は，双方の契約者へ行なうものといたします。この場合，双方の契約者に係る接続送電サービス契約電力は，イ，ロまたはハにかかわらず，需要者の発電設備の容量を基準としてそれぞれの契約者と当社との協議によって定めた値（双方の契約者に係る接続送電サービスにおいて，同じ値といたします。）に当該不足電力分以外の供給分につきイ，ロまたはハに準じて定めた値を加えたものといたします。

(3) 接続送電サービス料金

接続送電サービス料金は，供給地点ごとに，供給電圧および接続送電サービスの種別に応じて，次の各項により算定いたします。ただし，1 供給地点につき 2 以上の接続送電サービスをあわせて契約する場合または 1 接続送電サービスにつき 2 以上の供給地点となる場合の接続送電サービス料金は，接続送電サービスごとに算定いたします。

なお，分割接続供給の場合は，それぞれの契約者に係る接続送電サービス料金とあわせて，33（料金の算定）(11)にもとづき料金の調整を行なうために，1 供給地点につき，1 接続送電サービスを適用したときの接続送電サービス料金を算定いたします。

イ　低圧で供給する場合

(ｲ) 電灯定額接続送電サービス

a　適 用 範 囲

契約者が電灯または小型機器を使用する需要者に供給する場合で，その総容量（入力と

いたします。なお，出力で表示されている場合等は，各契約負荷設備ごとに別表 4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）が 400 ボルトアンペア以下であるときに適用いたします。

b　供給電気方式および供給電圧

供給電気方式および供給電圧は，交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトまたは 200 ボルトといたします。ただし，特別の事情がある場合には，交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとすることがあります。

c　契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

d　接続送電サービス料金

接続送電サービス料金は，電灯料金および小型機器料金の合計といたします。ただし，電灯料金または小型機器料金は，別表 5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表 5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表 5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表 5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表 5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表 5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

(a) 電 灯 料 金

ⅰ 電灯料金は，各契約負荷設備ごとに 1 月につき次のとおりといたします。

10 ワットまでの 1 灯につき	41 円 79 銭
10 ワットをこえ 20 ワットまでの 1 灯につき	83 円 57 銭
20 ワットをこえ 40 ワットまでの 1 灯につき	167 円 13 銭
40 ワットをこえ 60 ワットまでの 1 灯につき	250 円 70 銭
60 ワットをこえ 100 ワットまでの 1 灯につき	417 円 85 銭
100 ワットをこえる 1 灯につき 100 ワットまでごとに	417 円 85 銭

ⅱ ネオン管灯，けい光灯，水銀灯等は，管灯および付属装置を一括して容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，別表 4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）を算定し，その容量につき 1 ボルトアンペアを 1 ワットとみなして電灯料金を適用いたします。

ⅲ 多灯式けい光灯等は，その合計によって容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，別表 4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）を算定し，その容量につき 1 ボルトアンペアを 1 ワットとみなして電灯料金を適用いたします。

(b) 小型機器料金

小型機器料金は，各契約負荷設備ごとにその容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，別表 4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）に応じ 1 月につき次のとおりといたします。

50 ボルトアンペアまでの 1 機器につき	124 円 81 銭
50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペアまでの 1 機器につき	249 円 61 銭
100 ボルトアンペアをこえる 1 機器につき 100 ボルトアンペアまでごとに	249 円 61 銭

e そ の 他

特別の事情がある場合は，契約者と当社との協議によって，(ﾛ) a (c)，(ﾊ) a または(ﾆ) a にかかわらず，電灯標準接続送電サービス，電灯時間帯別接続送電サービスまたは電灯従量接続送電サービス（自己等への電気の供給の用に供する接続供給の場合に限ります。）を適用することがあります。

(ﾛ) 電灯標準接続送電サービス

a 適 用 範 囲

契約者が電灯または小型機器を使用する需要者に供給する場合で，次のいずれにも該当するときに適用いたします。

(a) (2)イ(ｲ)により接続送電サービス契約電力を定める場合は接続送電サービス契約電力が原則として 50 キロワット未満であり，(2)イ(ﾛ) b により接続送電サービス契約容量を定める場合は接続送電サービス契約容量が原則として 50 キロボルトアンペア未満であること。

(b) 1 需要場所において，動力標準接続送電サービス，動力時間帯別接続送電サービスまたは動力従量接続送電サービスとあわせて契約する場合は，接続送電サービス契約電力の合計または接続送電サービス契約電力と接続送電サービス契約電流もしくは接続送電サービス契約容量との合計（この場合，10 アンペアおよび 1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。）が原則として 50 キロワット未満であること。

(c) 電灯定額接続送電サービスを適用できないこと。

ただし，契約者が希望され，かつ，電気の使用状態，当社の供給設備の状況等から当社が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めた場合は，(a)および(c)に該当し，かつ，(b)の接続送電サービス契約電力の合計または接続送電サービス契約電力と接続送電サービス契約電流もしくは接続送電サービス契約容量との合計（この場合，10 アンペアおよび 1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。）が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合，当社は，需要者の土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

b 供給電気方式および供給電圧

供給電気方式および供給電圧は，交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトといたします。ただし，技術上

やむをえない場合には，交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

c　接続送電サービス料金

接続送電サービス料金は，基本料金および電力量料金の合計といたします。ただし，電力量料金は，別表 5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表 5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表 5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ヘによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表 5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表 5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表 5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ヘによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

(a) 基 本 料 金

基本料金は，1 月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。

ⅰ (2)イ(ｲ)により接続送電サービス契約電力を定める場合

接続送電サービス契約電力 1 キロワットにつき	226 円 60 銭

ただし，接続送電サービス契約電力が 0.5 キロワットの場合の基本料金は，接続送電サービス契約電力が 1 キロワットの場合の基本料金の半額といたします。

ⅱ (2)イ(ﾛ)により接続送電サービス契約電流または接続送電サービス契約容量を定める場合

接続送電サービス契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	166 円 10 銭

ただし，(2)イ(ﾛ) a により接続送電サービス契約電流を定める場合は，基本料金の算定上，10 アンペアを 1 キロボルトアンペアとみなします。また，接続送電サービス契約電流が 5 アンペアまたは 15 アンペアの場合の基本料金は，次のとおりといたします。

接続送電サービス契約電流 5 アンペア	83 円 05 銭
接続送電サービス契約電流 15 アンペア	249 円 15 銭

(b) 電力量料金

電力量料金は，その 1 月の接続供給電力量によって算定いたします。

1 キロワット時につき	8 円 58 銭

(ﾊ) 電灯時間帯別接続送電サービス

a　適 用 範 囲

(ﾛ) a の適用範囲に該当し，契約者が希望される場合に適用いたします。

b　供給電気方式および供給電圧

供給電気方式および供給電圧は，交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトといたします。ただし，技術上やむをえない場合には，交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

c　接続送電サービス料金

接続送電サービス料金は，基本料金および電力量料金の合計といたします。ただし，電

力量料金は，別表 5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表 5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表 5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表 5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表 5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表 5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

(a) 基 本 料 金

基本料金は，1 月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。

ⅰ (2)イ(ｲ)により接続送電サービス契約電力を定める場合

接続送電サービス契約電力 1 キロワットにつき	226 円 60 銭

ただし，接続送電サービス契約電力が 0.5 キロワットの場合の基本料金は，接続送電サービス契約電力が 1 キロワットの場合の基本料金の半額といたします。

ⅱ (2)イ(ﾛ)により接続送電サービス契約電流または接続送電サービス契約容量を定める場合

接続送電サービス契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	166 円 10 銭

ただし，(2)イ(ﾛ) a により接続送電サービス契約電流を定める場合は，基本料金の算定上，10 アンペアを 1 キロボルトアンペアとみなします。また，接続送電サービス契約電流が 5 アンペアまたは 15 アンペアの場合の基本料金は，次のとおりといたします。

接続送電サービス契約電流 5 アンペア	83 円 05 銭
接続送電サービス契約電流 15 アンペア	249 円 15 銭

(b) 電力量料金

電力量料金は，その 1 月の時間帯別の接続供給電力量によって算定いたします。

ⅰ 昼 間 時 間

1 キロワット時につき	9 円 23 銭

ⅱ 夜 間 時 間

1 キロワット時につき	7 円 85 銭

(ﾆ) 電灯従量接続送電サービス

a 適 用 範 囲

(ﾛ) a の適用範囲に該当し，自己等への電気の供給の用に供する接続供給の場合で，契約者が希望されるときに適用いたします。

b 供給電気方式および供給電圧

供給電気方式および供給電圧は，交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトといたします。ただし，技術上やむをえない場合には，交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

c　接続送電サービス料金

接続送電サービス料金は，その1月の接続供給電力量によって算定いたします。ただし，別表 5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表 5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表 5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表 5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表 5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表 5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

1キロワット時につき	12円31銭

(ホ) 動力標準接続送電サービス

a　適 用 範 囲

契約者が動力を使用する需要者に供給する場合で，次のいずれにも該当するときに適用いたします。

(a) 接続送電サービス契約電力が原則として50キロワット未満であること。

(b) 1 需要場所において，電灯標準接続送電サービス，電灯時間帯別接続送電サービスまたは電灯従量接続送電サービスとあわせて契約する場合は，接続送電サービス契約電力の合計または接続送電サービス契約電力と接続送電サービス契約電流もしくは接続送電サービス契約容量との合計（この場合，10アンペアおよび1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）が原則として50キロワット未満であること。

ただし，契約者が希望され，かつ，電気の使用状態，当社の供給設備の状況等から当社が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めた場合は，(a)に該当し，かつ，(b)の接続送電サービス契約電力の合計または接続送電サービス契約電力と接続送電サービス契約電流もしくは接続送電サービス契約容量との合計（この場合，10 アンペアおよび1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合，当社は，需要者の土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

b　供給電気方式および供給電圧

供給電気方式および供給電圧は，交流3相3線式標準電圧200ボルトといたします。ただし，技術上やむをえない場合には，交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとすることがあります。

c　接続送電サービス料金

接続送電サービス料金は，基本料金および電力量料金の合計といたします。ただし，電力量料金は，別表 5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表 5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表 5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表 5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表 5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)

ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表 5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

(a) 基 本 料 金

基本料金は，1 月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。

ⅰ (2)イ(ｲ)により接続送電サービス契約電力を定める場合

接続送電サービス契約電力 1 キロワットにつき	630 円 30 銭

ただし，接続送電サービス契約電力が 0.5 キロワットの場合の基本料金は，接続送電サービス契約電力が 1 キロワットの場合の基本料金の半額といたします。

ⅱ (2)イ(ﾊ)により接続送電サービス契約電力を定める場合

接続送電サービス契約電力 1 キロワットにつき	457 円 60 銭

ただし，接続送電サービス契約電力が 0.5 キロワットの場合の基本料金は，接続送電サービス契約電力が 1 キロワットの場合の基本料金の半額といたします。

(b) 電力量料金

電力量料金は，その 1 月の接続供給電力量によって算定いたします。

1 キロワット時につき	8 円 57 銭

(c) そ の 他

接続供給電力量が僅少であるため計量できないことが見込まれる場合等特別の事情がある場合で，当社が適当と認めるときは，基本料金のみといたします。

d そ の 他

変圧器，発電設備等その他を介して，電灯または小型機器を使用することはできません。

(ﾍ) 動力時間帯別接続送電サービス

a 適 用 範 囲

(ﾎ) a の適用範囲に該当し，契約者が希望される場合に適用いたします。

b 供給電気方式および供給電圧

供給電気方式および供給電圧は，交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトといたします。ただし，技術上やむをえない場合には，交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとすることがあります。

c 接続送電サービス料金

接続送電サービス料金は，基本料金および電力量料金の合計といたします。ただし，電力量料金は，別表 5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表 5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表 5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表 5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表 5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表 5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

(a) 基 本 料 金

基本料金は，1 月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。

ⅰ (2)イ(ｲ)により接続送電サービス契約電力を定める場合

接続送電サービス契約電力 1 キロワットにつき	630 円 30 銭

ただし，接続送電サービス契約電力が 0.5 キロワットの場合の基本料金は，接続送電サービス契約電力が 1 キロワットの場合の基本料金の半額といたします。

ⅱ (2)イ(ﾊ)により接続送電サービス契約電力を定める場合

接続送電サービス契約電力 1 キロワットにつき	457 円 60 銭

ただし，接続送電サービス契約電力が 0.5 キロワットの場合の基本料金は，接続送電サービス契約電力が 1 キロワットの場合の基本料金の半額といたします。

(b) 電力量料金

電力量料金は，その 1 月の時間帯別の接続供給電力量によって算定いたします。

ⅰ 昼 間 時 間

1 キロワット時につき	9 円 21 銭

ⅱ 夜 間 時 間

1 キロワット時につき	7 円 85 銭

(c) そ の 他

接続供給電力量が僅少であるため計量できないことが見込まれる場合等特別の事情がある場合で，当社が適当と認めるときは，基本料金のみといたします。

d そ の 他

変圧器，発電設備等その他を介して，電灯または小型機器を使用することはできません。

(ﾄ) 動力従量接続送電サービス

a 適 用 範 囲

(ﾎ) a の適用範囲に該当し，自己等への電気の供給の用に供する接続供給の場合で，契約者が希望されるときに適用いたします。

b 供給電気方式および供給電圧

供給電気方式および供給電圧は，交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトといたします。ただし，技術上やむをえない場合には，交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとすることがあります。

c 接続送電サービス料金

接続送電サービス料金は，その 1 月の接続供給電力量によって算定いたします。ただし，別表 5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表 5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表 5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ヘによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表 5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表 5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める

離島基準燃料価格を上回る場合は，別表 5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

1 キロワット時につき	18 円 90 銭

d　そ　の　他

変圧器，発電設備等その他を介して，電灯または小型機器を使用することはできません。

ロ　高圧で供給する場合

(ｲ) 高圧標準接続送電サービス

a　適 用 範 囲

接続送電サービス契約電力（分割接続供給の場合は，1 供給地点につき，1 接続送電サービスを適用したときの接続送電サービス契約電力といたします。）が原則として 50 キロワット以上であり，かつ，2,000 キロワット未満である場合に適用いたします。ただし，特別の事情がある場合で，契約者の希望があるときは，接続送電サービス契約電力が 50 キロワット未満である場合についても適用することがあります。

b　供給電気方式および供給電圧

供給電気方式および供給電圧は，交流 3 相 3 線式標準電圧 6,000 ボルトといたします。

c　接続送電サービス料金

接続送電サービス料金は，基本料金および電力量料金の合計といたします。ただし，基本料金は，ニによって力率割引または割増しをする場合は，力率割引または割増しをしたものといたします。また，電力量料金は，別表 5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表 5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表 5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表 5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表 5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表 5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

(a) 基 本 料 金

基本料金は，1 月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合（予備送電サービスによって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は，半額といたします。また，当社が分割接続供給を行なう供給地点において，33（料金の算定）(11)にもとづき料金の調整を行なうために算定する，1 供給地点につき，1 接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービスの基本料金は，双方の契約者に係る接続送電サービスをまったく利用しないとき（予備送電サービスによって利用したときを除きます。）に限り，半額といたします。

なお，(2)ニによって接続送電サービス契約電力を定める供給地点において電気を使用された場合で，需要者の発電設備の検査，補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気をまったく使用しないときは，当該供給分に相当する基本料金は，半額といたします。ただし，当社が分割接続供給を行な

う供給地点において，33（料金の算定）(11)にもとづき料金の調整を行なうために算定する，1 供給地点につき，1 接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービスにおける当該不足電力の補給分に相当する基本料金は，双方の契約者に係る接続送電サービスにおいて，需要者の発電設備の検査，補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気をまったく使用しないときに限り，半額といたします。

また，その 1 月に前月から継続して需要者の発電設備の検査，補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気の供給を受けた期間がある場合で，その期間が前月の当該電気の供給を受けなかった期間を上回らないときは，その期間における当該電気の供給は，前月におけるものとみなします。

接続送電サービス契約電力 1 キロワットにつき	706 円 20 銭

(b) 電力量料金

電力量料金は，その 1 月の接続供給電力量によって算定いたします。

1 キロワット時につき	2 円 08 銭

(ﾛ) 高圧時間帯別接続送電サービス

a 適 用 範 囲

(ｲ) a の適用範囲に該当し，契約者が希望される場合に適用いたします。

b 供給電気方式および供給電圧

供給電気方式および供給電圧は，交流 3 相 3 線式標準電圧 6,000 ボルトといたします。

c 接続送電サービス料金

接続送電サービス料金は，基本料金および電力量料金の合計といたします。ただし，基本料金は，ニによって力率割引または割増しをする場合は，力率割引または割増しをしたものといたします。また，電力量料金は，別表 5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表 5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表 5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ヘによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表 5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表 5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表 5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ヘによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

(a) 基 本 料 金

基本料金は，1 月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合（予備送電サービスによって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は，半額といたします。また，当社が分割接続供給を行なう供給地点において，33（料金の算定）(11)にもとづき料金の調整を行なうために算定する，1 供給地点につき，1 接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービスの基本料金は，双方の契約者に係る接続送電サービスをまったく利用しないとき（予備送電サービスによって利用したときを除きます。）

に限り，半額といたします。

なお，(2)ニによって接続送電サービス契約電力を定める供給地点において電気を使用された場合で，需要者の発電設備の検査，補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気をまったく使用しないときは，当該供給分に相当する基本料金は，半額といたします。ただし，当社が分割接続供給を行なう供給地点において，33（料金の算定）(11)にもとづき料金の調整を行なうために算定する，1 供給地点につき，1 接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービスにおける当該不足電力の補給分に相当する基本料金は，双方の契約者に係る接続送電サービスにおいて，需要者の発電設備の検査，補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気をまったく使用しないときに限り，半額といたします。

また，その 1 月に前月から継続して需要者の発電設備の検査，補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気の供給を受けた期間がある場合で，その期間が前月の当該電気の供給を受けなかった期間を上回らないときは，その期間における当該電気の供給は，前月におけるものとみなします。

接続送電サービス契約電力 1 キロワットにつき	706 円 20 銭

(b) 電力量料金

電力量料金は，その 1 月の時間帯別の接続供給電力量によって算定いたします。

ⅰ 昼 間 時 間

1 キロワット時につき	2 円 26 銭

ⅱ 夜 間 時 間

1 キロワット時につき	1 円 88 銭

(ハ) 高圧従量接続送電サービス

a 適 用 範 囲

(イ) a の適用範囲に該当し，自己等への電気の供給の用に供するための接続供給の場合で，契約者が希望されるときに適用いたします。

b 供給電気方式および供給電圧

供給電気方式および供給電圧は，交流 3 相 3 線式標準電圧 6,000 ボルトといたします。

c 接続送電サービス料金

接続送電サービス料金は，その 1 月の接続供給電力量によって算定いたします。ただし，別表 5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表 5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表 5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ヘによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表 5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表 5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表 5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ヘによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

1キロワット時につき	13円66銭

ハ　特別高圧で供給する場合

(イ) 特別高圧標準接続送電サービス

a　適 用 範 囲

接続送電サービス契約電力（分割接続供給の場合は，1 供給地点につき，1 接続送電サービスを適用したときの接続送電サービス契約電力といたします。）が原則として 2,000 キロワット以上である場合に適用いたします。

b　供給電気方式および供給電圧

供給電気方式は，交流3相3線式とし，供給電圧は，接続送電サービス契約電力（分割接続供給の場合は，1 供給地点につき，1 接続送電サービスを適用したときの接続送電サービス契約電力といたします。）に応じて次のとおりといたします。

接続送電サービス契約電力 10,000 キロワット未満	標準電圧　30,000 ボルト
接続送電サービス契約電力 10,000 キロワット以上 50,000 キロワット未満	標準電圧　60,000 ボルト
接続送電サービス契約電力 50,000 キロワット以上	標準電圧 140,000 ボルト

c　接続送電サービス料金

接続送電サービス料金は，基本料金および電力量料金の合計といたします。ただし，基本料金は，ニによって力率割引または割増しをする場合は，力率割引または割増しをしたものといたします。また，電力量料金は，別表 5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表 5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表 5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表 5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表 5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表 5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

(a) 基 本 料 金

基本料金は，1 月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合（予備送電サービスによって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は，半額といたします。また，当社が分割接続供給を行なう供給地点において，33（料金の算定）(11)にもとづき料金の調整を行なうために算定する，1 供給地点につき，1 接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービスの基本料金は，双方の契約者に係る接続送電サービスをまったく利用しないとき（予備送電サービスによって利用したときを除きます。）に限り，半額といたします。

なお，(2)ニによって接続送電サービス契約電力を定める供給地点において電気を使用された場合で，需要者の発電設備の検査，補修または事故（停電による停止等を含みま

す。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気をまったく使用しないときは，当該供給分に相当する基本料金は，半額といたします。ただし，当社が分割接続供給を行なう供給地点において，33（料金の算定）(11)にもとづき料金の調整を行なうために算定する，1 供給地点につき，1 接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービスにおける当該不足電力の補給分に相当する基本料金は，双方の契約者に係る接続送電サービスにおいて，需要者の発電設備の検査，補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気をまったく使用しないときに限り，半額といたします。

また，その 1 月に前月から継続して需要者の発電設備の検査，補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気の供給を受けた期間がある場合で，その期間が前月の当該電気の供給を受けなかった期間を上回らないときは，その期間における当該電気の供給は，前月におけるものとみなします。

接続送電サービス契約電力 1 キロワットにつき	456 円 50 銭

(b) 電力量料金

電力量料金は，その 1 月の接続供給電力量によって算定いたします。

1 キロワット時につき	0 円 96 銭

(ﾛ) 特別高圧時間帯別接続送電サービス

a 適 用 範 囲

(ｲ) a の適用範囲に該当し，契約者が希望される場合に適用いたします。

b 供給電気方式および供給電圧

供給電気方式は，交流 3 相 3 線式とし，供給電圧は，接続送電サービス契約電力（分割接続供給の場合は，1 供給地点につき，1 接続送電サービスを適用したときの接続送電サービス契約電力といたします。）に応じて次のとおりといたします。

接続送電サービス契約電力 10,000 キロワット未満	標準電圧 30,000 ボルト
接続送電サービス契約電力 10,000 キロワット以上 50,000 キロワット未満	標準電圧 60,000 ボルト
接続送電サービス契約電力 50,000 キロワット以上	標準電圧 140,000 ボルト

c 接続送電サービス料金

接続送電サービス料金は，基本料金および電力量料金の合計といたします。ただし，基本料金は，ニによって力率割引または割増しをする場合は，力率割引または割増しをしたものといたします。また，電力量料金は，別表 5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表 5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表 5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ヘによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表 5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表 5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表 5（離島

ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

(a) 基 本 料 金

基本料金は，1 月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合（予備送電サービスによって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は，半額といたします。また，当社が分割接続供給を行なう供給地点において，33（料金の算定）(11)にもとづき料金の調整を行なうために算定する，1 供給地点につき，1 接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービスの基本料金は，双方の契約者に係る接続送電サービスをまったく利用しないとき（予備送電サービスによって利用したときを除きます。）に限り，半額といたします。

なお，(2)ニによって接続送電サービス契約電力を定める供給地点において電気を使用された場合で，需要者の発電設備の検査，補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気をまったく使用しないときは，当該供給分に相当する基本料金は，半額といたします。ただし，当社が分割接続供給を行なう供給地点において，33（料金の算定）(11)にもとづき料金の調整を行なうために算定する，1 供給地点につき，1 接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービスにおける当該不足電力の補給分に相当する基本料金は，双方の契約者に係る接続送電サービスにおいて，需要者の発電設備の検査，補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気をまったく使用しないときに限り，半額といたします。

また，その 1 月に前月から継続して需要者の発電設備の検査，補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気の供給を受けた期間がある場合で，その期間が前月の当該電気の供給を受けなかった期間を上回らないときは，その期間における当該電気の供給は，前月におけるものとみなします。

接続送電サービス契約電力 1 キロワットにつき	456 円 50 銭

(b) 電力量料金

電力量料金は，その 1 月の時間帯別の接続供給電力量によって算定いたします。

ⅰ 昼 間 時 間

1 キロワット時につき	1 円 01 銭

ⅱ 夜 間 時 間

1 キロワット時につき	0 円 91 銭

(ハ) 特別高圧従量接続送電サービス

a 適 用 範 囲

(イ) a の適用範囲に該当し，自己等への電気の供給の用に供するための接続供給の場合で，契約者が希望されるときに適用いたします。

b 供給電気方式および供給電圧

供給電気方式は，交流 3 相 3 線式とし，供給電圧は，接続送電サービス契約電力に応じて

次のとおりといたします。

接続送電サービス契約電力 10,000 キロワット未満	標準電圧　30,000 ボルト
接続送電サービス契約電力 10,000 キロワット以上 50,000 キロワット未満	標準電圧　60,000 ボルト
接続送電サービス契約電力 50,000 キロワット以上	標準電圧 140,000 ボルト

c　接続送電サービス料金

接続送電サービス料金は，その 1 月の接続供給電力量によって算定いたします。ただし，別表 5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表 5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表 5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ヘによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表 5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表 5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表 5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ヘによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

1 キロワット時につき	8 円 43 銭

ニ　力率割引および割増し

高圧または特別高圧で供給する場合の力率割引および割増しは，次のとおりといたします。

(ｲ) 力率は，供給地点ごとに，その 1 月のうち毎日午前 8 時から午後 10 時までの時間における平均力率（瞬間力率が進み力率となる場合には，その瞬間力率は，100 パーセントといたします。）といたします。この場合，平均力率は，別表 6（平均力率の算定）によって算定された値といたします。

なお，まったく電気を使用しないその 1 月の力率は，85 パーセントとみなします。

(ﾛ) 分割接続供給の場合は，33（料金の算定）(11)にもとづき料金の調整を行なうために，1 供給地点につき，1 接続送電サービスを適用したときの供給地点ごとの力率を，(ｲ)に準じて算定いたします。また，それぞれの契約者に係る接続送電サービスの力率は，1 供給地点につき，1 接続送電サービスを適用した場合の力率と同一の値といたします。ただし，その供給地点において，いずれかの契約者に係る接続送電サービスをまったく利用しない場合は，当該接続送電サービスについては，その 1 月の力率を 85 パーセントとみなします。

(ﾊ) 力率が，85 パーセントを上回る場合は，その上回る 1 パーセントにつき，基本料金（(2)ニによって接続送電サービス契約電力を定める供給地点において，需要者の発電設備の検査，補修または事故〔停電による停止等を含みます。〕により生じた不足電力の補給にあてるための電気をまったく使用しない場合は，当該供給分以外の供給分に相当する基本料金といたします。）を 1 パーセント割引し，85 パーセントを下回る場合は，その下回る 1 パーセントにつき，基本料金（(2)ニによって接続送電サービス契約電力を定める供給地点において，需要者の発電設備の検査，補修または事故〔停電による停止等を含みます。〕により生じた不足電力の補給にあてるための電気をまったく使用しない場合は，当該供給分以外の供給分に相当す

る基本料金といたします。）を1パーセント割増しいたします。

ホ　そ　の　他

(ｲ) 接続送電サービス料金の計算における合計金額の単位は，1 円とし，その端数は，切り捨てます。

(ﾛ) 電灯時間帯別接続送電サービス，動力時間帯別接続送電サービス，高圧時間帯別接続送電サービスまたは特別高圧時間帯別接続送電サービス（以下「時間帯別接続送電サービス」といいます。）の適用後 1 年に満たない場合は，電灯標準接続送電サービス，動力標準接続送電サービス，高圧標準接続送電サービスもしくは特別高圧標準接続送電サービス（以下「標準接続送電サービス」といいます。）または電灯従量接続送電サービス，動力従量接続送電サービス，高圧従量接続送電サービスもしくは特別高圧従量接続送電サービス（以下「従量接続送電サービス」といいます。）を適用いたしません。また，従量接続送電サービスの適用後 1 年に満たない場合は，標準接続送電サービスまたは時間帯別接続送電サービスを適用いたしません。

(ﾊ) 時間帯別接続送電サービスまたは従量接続送電サービスから標準接続送電サービスに変更された後1年に満たない場合は，時間帯別接続送電サービスまたは従量接続送電サービスを適用いたしません。

(ﾆ) (2)ニによって接続送電サービス契約電力を定める供給地点において，需要者の発電設備の検査，補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気を使用される場合は，使用開始の時刻と使用休止の時刻とをあらかじめ契約者から当社に通知していただきます。ただし，事故その他やむをえない場合は，使用開始後すみやかに契約者から当社に通知していただきます。

(ﾎ) 当社は，必要に応じて，需要者の発電設備の運転に関する記録を契約者から提出していただきます。

(ﾍ) 33（料金の算定）(11)にもとづき料金の調整を行なうための，1 供給地点につき，1 接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービスの種別を定めた後1年に満たないときの取扱いは，(ﾛ)および(ﾊ)に準ずるものといたします。

(4) 1年を通じての最大需要電力等が夜間時間に発生する場合の取扱い

高圧または特別高圧で供給する場合で，需要者が昼間時間から夜間時間への負荷移行を行なった結果，1 年を通じての最大需要電力等が夜間時間に発生し，かつ，契約者が標準接続送電サービスまたは時間帯別接続送電サービスの適用を受け，契約者と当社との協議がととのったときのその供給地点の各月の接続送電サービス料金は，(3)によって算定された金額からイによって算定された金額（以下「ピークシフト割引額」といいます。）を差し引いたものといたします。

イ　ピークシフト割引額

ピークシフト割引額は，1 月につき次の式により算定された金額といたします。ただし，まったく電気を使用しない場合（予備送電サービスによって電気を使用した場合を除きます。）のピークシフト割引額は，半額といたします。

ピークシフト割引額＝次に定める割引単価×ロのピークシフト電力

ピークシフト電力 1キロワットにつき	高圧で供給する場合	600円60銭
	特別高圧で供給する場合	388円30銭

ロ　ピークシフト電力

ピークシフト電力は，需要者の負荷移行により昼間時間から夜間時間に移行された増分電力をいい，その需要者の接続送電サービス契約電力からその需要者の1年を通じての昼間時間における接続供給電力の最大値を差し引いた値を上限として，夜間時間に移行する負荷設備の容量（キロワット）等にもとづき，あらかじめ契約者と当社との協議によって定めます。

なお，分割接続供給の場合は，それぞれの契約者に係るピークシフト電力とあわせて，33（料金の算定）(11)にもとづき料金の調整を行なうために，1 供給地点につき，1 接続送電サービスを適用したときのピークシフト電力を，あらかじめ双方の契約者と当社との協議によって定めます。

また，各月の昼間時間における接続供給電力の最大値の実績等から，ピークシフト電力が不適当と認められる場合には，すみやかにピークシフト電力を適正なものに変更していただきます。

ハ　1 年を通じて夜間時間に最大需要電力等が発生しないことが明らかになった場合等については，本取扱いの適用をただちに解消いたします。

なお，それが本取扱い適用後1年に満たない場合は，既に適用したピークシフト割引額の合計金額を本取扱いの適用が解消された月の接続送電サービス料金に加算したものをその月の接続送電サービス料金として算定いたします。

20　臨時接続送電サービス

(1) 適 用 範 囲

契約使用期間が1年未満の場合において，小売電気事業，特定送配電事業または自己等への電気の供給の用に供する電気に適用いたします。ただし，毎年，一定期間を限り，反復使用するものには適用いたしません。

(2) 臨時接続送電サービス契約電力等

電灯臨時定額接続送電サービスの適用を受ける場合を除き，臨時接続送電サービス契約電流，臨時接続送電サービス契約容量または臨時接続送電サービス契約電力は，次によって供給地点ごとに定めます。

なお，分割接続供給の場合は，それぞれの契約者に係る臨時接続送電サービス契約電力とあわせて，33（料金の算定）(12)にもとづき料金の調整を行なうために，1 供給地点につき，1 臨時接続送電サービスを適用したときの臨時接続送電サービス契約電力を定めます。

イ　低圧で供給する場合

(ｲ) 契約者が電灯または小型機器を使用する需要者に供給する場合

次のａまたはｂにより，臨時接続送電サービス契約電流または臨時接続送電サービス契約容量（6キロボルトアンペア以上となる場合に限ります。）を定めます。

a　臨時接続送電サービス契約電流

(a) 臨時接続送電サービス契約電流は，40 アンペア，50 アンペアまたは 60 アンペアのいずれかとし，契約者の申出によって定めます。

(b) 当社は，臨時接続送電サービス契約電流に応じて電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし，契約者または需要者において使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が臨時接続送電サービス契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には，当社は，電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。

b　臨時接続送電サービス契約容量

(a) 臨時接続送電サービス契約容量は，契約負荷設備の総容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，各契約負荷設備ごとに別表 4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）に次の係数を乗じてえた値といたします。ただし，差込口の数と電気機器の数が異なる場合等特別の事情がある場合は，別表 7（契約負荷設備の総容量の算定）によって総容量を定めます。

最初の 6 キロボルトアンペアにつき	95 パーセント
次の 14 キロボルトアンペアにつき	85 パーセント
次の 30 キロボルトアンペアにつき	75 パーセント
50 キロボルトアンペアをこえる部分につき	65 パーセント

(b) 契約者が契約主開閉器により臨時接続送電サービス契約容量を定めることを希望される場合には，臨時接続送電サービス契約容量は，(a)にかかわらず，契約主開閉器の定格電流にもとづき，別表 3（契約電力および契約容量の算定方法）により算定された値といたします。この場合，契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。

なお，当社は，契約主開閉器が制限できる電流を，必要に応じて確認いたします。

(ﾛ) 契約者が動力を使用する需要者に供給する場合

次により，臨時接続送電サービス契約電力を定めます。

a　臨時接続送電サービス契約電力は，契約負荷設備の各入力（出力で表示されている場合等は，別表 4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）についてそれぞれ次の(a)の係数を乗じてえた値の合計に(b)の係数を乗じてえた値といたします。ただし，電気機器の試験用に電気を使用される場合等特別の事情がある場合は，その回路において使用される最大電流を制限できるしゃ断器その他の適当な装置を契約者または需要者に施設していただき，その容量を当該回路において使用される契約負荷設備の入力とみなします。この場合，その容量は別表 3（契約電力および契約容量の算定方法）に準じて算定し，(b)の係数を乗じないものといたします。

(a) 契約負荷設備のうち

最大の入力のものから	最初の 2 台の入力につき	100 パーセント
	次の 2 台の入力につき	95 パーセント
	上記以外のものの入力につき	90 パーセント

(b) (a)によってえた値の合計のうち

最初の 6 キロワットにつき	100 パーセント
次の 14 キロワットにつき	90 パーセント
次の 30 キロワットにつき	80 パーセント
50 キロワットをこえる部分につき	70 パーセント

b　契約者が契約主開閉器により臨時接続送電サービス契約電力を定めることを希望される場合には，臨時接続送電サービス契約電力は，a にかかわらず，契約主開閉器の定格電流にもとづき，別表 3（契約電力および契約容量の算定方法）により算定された値といたします。この場合，契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。

なお，当社は，契約主開閉器が制限できる電流を，必要に応じて確認いたします。

ロ　高圧または特別高圧で供給する場合

需要場所において使用される負荷設備および受電設備の内容，同一業種の負荷率，操業度等を基準として，契約者と当社との協議により供給地点ごとに臨時接続送電サービス契約電力（分割接続供給の場合は，1 供給地点につき，1 臨時接続送電サービスを適用したときの臨時接続送電サービス契約電力といたします。）を定めます。

なお，分割接続供給の場合におけるそれぞれの契約者に係る臨時接続送電サービス契約電力は，それぞれの契約者と当社との協議によって定めます。

(3) 臨時接続送電サービス料金

臨時接続送電サービス料金は，供給地点ごとに，供給電圧および臨時接続送電サービスの種別に応じて，次の各項により算定いたします。

なお，分割接続供給の場合は，それぞれの契約者に係る臨時接続送電サービス料金とあわせて，33（料金の算定）(12)にもとづき料金の調整を行なうために，1 供給地点につき，1 臨時接続送電サービスを適用したときの臨時接続送電サービス料金を算定いたします。

イ　低圧で供給する場合

(ｲ) 電灯臨時定額接続送電サービス

a　適 用 範 囲

契約者が電灯または小型機器を使用する需要者に供給する場合で，その総容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，各契約負荷設備ごとに別表 4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）が 3 キロボルトアンペア以下であるときに適用いたします。

b　供給電気方式および供給電圧

供給電気方式および供給電圧は，交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトまたは交流単相 3 線

式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトといたします。ただし，技術上やむをえない場合には，交流単相 2 線式標準電圧 200 ボルトまたは交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

c　臨時接続送電サービス料金

臨時接続送電サービス料金は，契約負荷設備の総容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，各契約負荷設備ごとに別表 4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）によって 1 日につき次のとおりといたします。ただし，別表 5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表 5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表 5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ヘによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表 5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表 5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表 5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ヘによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

総容量が 50 ボルトアンペアまでの場合	3 円 71 銭
総容量が 50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペアまでの場合	7 円 41 銭
総容量が 100 ボルトアンペアをこえ 500 ボルトアンペアまでの場合 100 ボルトアンペアまでごとに	7 円 41 銭
総容量が 500 ボルトアンペアをこえ 1 キロボルトアンペアまでの場合	74 円 10 銭
総容量が 1 キロボルトアンペアをこえ 3 キロボルトアンペアまでの場合 1 キロボルトアンペアまでごとに	74 円 10 銭

(ﾛ) 電灯臨時接続送電サービス

a　適 用 範 囲

契約者が電灯または小型機器を使用する需要者に供給する場合で，次のいずれにも該当するときに適用いたします。

(a) 臨時接続送電サービス契約容量を定める場合は，臨時接続送電サービス契約容量が原則として 50 キロボルトアンペア未満であること。

(b) 電灯臨時定額接続送電サービスを適用できないこと。

b　供給電気方式および供給電圧

供給電気方式および供給電圧は，交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトといたします。ただし，技術上やむをえない場合には，交流単相 2 線式標準電圧 200 ボルトまたは交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

c　臨時接続送電サービス料金

臨時接続送電サービス料金は，基本料金および電力量料金の合計といたします。ただし，電力量料金は，別表 5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表 5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表 5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表 5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表 5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表 5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

(a) 基 本 料 金

基本料金は，1 月につき 19（接続送電サービス）(3)イ(ﾛ) c (a) ii において適用される該当基本料金率の 10 パーセントを割増ししたものを適用いたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。

(b) 電力量料金

電力量料金は，その 1 月の接続供給電力量によって算定いたします。

1 キロワット時につき	9 円 44 銭

(ﾊ) 動力臨時定額接続送電サービス

a　適 用 範 囲

契約者が動力を使用する需要者に供給する場合で，臨時接続送電サービス契約電力が 5 キロワット以下であるときに適用いたします。

b　供給電気方式および供給電圧

供給電気方式および供給電圧は，交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトといたします。ただし，技術上やむをえない場合には，交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとすることがあります。

c　臨時接続送電サービス料金

臨時接続送電サービス料金は，次のとおりといたします。ただし，臨時接続送電サービス契約電力が 0.5 キロワットの場合の臨時接続送電サービス料金は，臨時接続送電サービス契約電力が 1 キロワットの場合の該当料金の半額といたします。また，別表 5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表 5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表 5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表 5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表 5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表 5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

臨時接続送電サービス契約電力 1 キロワット 1 日につき	117 円 52 銭

d　そ　の　他

当社が適当と認める場合には，動力臨時接続送電サービスを適用することがあります。

(ﾆ) 動力臨時接続送電サービス

a　適 用 範 囲

契約者が動力を使用する需要者に供給する場合で，臨時接続送電サービス契約電力が原則として5キロワットをこえ，50キロワット未満であるときに適用いたします。

b　供給電気方式および供給電圧

供給電気方式および供給電圧は，交流3相3線式標準電圧200ボルトといたします。ただし，技術上やむをえない場合には，交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとすることがあります。

c　臨時接続送電サービス料金

臨時接続送電サービス料金は，基本料金および電力量料金の合計といたします。ただし，電力量料金は，別表 5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表 5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表 5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ヘによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表 5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表 5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表 5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ヘによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

(a) 基 本 料 金

基本料金は，1 月につき 19（接続送電サービス）(3)イ(ﾎ) c (a) ii において適用される該当基本料金率の 20 パーセントを割増ししたものを適用いたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。

(b) 電力量料金

電力量料金は，その1月の接続供給電力量によって算定いたします。

1キロワット時につき	10円29銭

ロ　高圧で供給する場合

臨時接続送電サービスの種別は，高圧臨時接続送電サービスといたします。

(ｲ) 適 用 範 囲

臨時接続送電サービス契約電力（分割接続供給の場合は，1 供給地点につき，1 臨時接続送電サービスを適用したときの臨時接続送電サービス契約電力といたします。）が原則として 50 キロワット以上であり，かつ，2,000キロワット未満である場合に適用いたします。

(ﾛ) 供給電気方式および供給電圧

供給電気方式および供給電圧は，交流3相3線式標準電圧6,000ボルトといたします。

(ﾊ) 臨時接続送電サービス料金

臨時接続送電サービス料金は，基本料金および電力量料金の合計といたします。ただし，基本料金は，ニによって力率割引または割増しをする場合は，力率割引または割増しをしたものといたします。また，電力量料金は，別表 5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによ

って算定された離島平均燃料価格が別表 5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表 5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表 5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表 5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表 5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

a　基 本 料 金

基本料金は，1 月につき 19（接続送電サービス）(3)ロ(イ) c (a)において適用される該当基本料金率の 20 パーセントを割増ししたものを適用いたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。また，当社が分割接続供給を行なう供給地点において，33（料金の算定）(12)にもとづき料金の調整を行なうために算定する，1 供給地点につき，1 臨時接続送電サービスを適用した場合の臨時接続送電サービスの基本料金は，双方の契約者に係る臨時接続送電サービスをまったく利用しないときに限り，半額といたします。

b　電力量料金

電力量料金は，その 1 月の接続供給電力量によって算定いたします。

1 キロワット時につき	2 円 50 銭

ハ　特別高圧で供給する場合

臨時接続送電サービスの種別は，特別高圧臨時接続送電サービスといたします。

(イ) 適 用 範 囲

臨時接続送電サービス契約電力（分割接続供給の場合は，1 供給地点につき，1 臨時接続送電サービスを適用したときの臨時接続送電サービス契約電力といたします。）が原則として 2,000 キロワット以上である場合に適用いたします。

(ロ) 供給電気方式および供給電圧

供給電気方式は，交流 3 相 3 線式とし，供給電圧は，臨時接続送電サービス契約電力（分割接続供給の場合は，1 供給地点につき，1 臨時接続送電サービスを適用したときの臨時接続送電サービス契約電力といたします。）に応じて次のとおりといたします。

臨時接続送電サービス契約電力 10,000 キロワット未満	標準電圧　30,000 ボルト
臨時接続送電サービス契約電力 10,000 キロワット以上 50,000 キロワット未満	標準電圧　60,000 ボルト
臨時接続送電サービス契約電力 50,000 キロワット以上	標準電圧 140,000 ボルト

(ハ) 臨時接続送電サービス料金

臨時接続送電サービス料金は，基本料金および電力量料金の合計といたします。ただし，基本料金は，ニによって力率割引または割増しをする場合は，力率割引または割増しをしたものといたします。また，電力量料金は，別表 5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによ

って算定された離島平均燃料価格が別表 5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表 5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表 5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表 5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表 5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

a　基 本 料 金

基本料金は，1 月につき 19（接続送電サービス）(3)ハ(イ) c (a)において適用される該当基本料金率の 20 パーセントを割増ししたものを適用いたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。また，当社が分割接続供給を行なう供給地点において，33（料金の算定）(12)にもとづき料金の調整を行なうために算定する，1 供給地点につき，1 臨時接続送電サービスを適用した場合の臨時接続送電サービスの基本料金は，双方の契約者に係る臨時接続送電サービスをまったく利用しないときに限り，半額といたします。

b　電力量料金

電力量料金は，その 1 月の接続供給電力量によって算定いたします。

1 キロワット時につき	1 円 14 銭

ニ　力率割引および割増し

高圧または特別高圧で供給する場合の力率割引および割増しは，19（接続送電サービス）(3)ニに準じて適用いたします。

ホ　そ　の　他

臨時接続送電サービス料金の計算における合計金額の単位は，1 円とし，その端数は，切り捨てます。

(4) そ　の　他

イ　当社は，原則として供給設備を常置いたしません。

ロ　契約使用期間満了後さらに継続して臨時接続送電サービスを利用することを希望される場合で，契約使用期間満了の日の翌日から新たに定める契約使用期間満了の日までが 1 年未満となるときは，臨時接続送電サービスを適用いたします。

ハ　その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，19（接続送電サービス）に準ずるものといたします。ただし，19（接続送電サービス）(4)は，適用いたしません。

21　予備送電サービス

(1) 適 用 範 囲

高圧または特別高圧で受電または供給する場合で，19（接続送電サービス）を利用される契約者または発電契約者が受電地点および供給地点ごとに予備電線路の利用を希望される次の場合に適用いたします。

イ　予備送電サービスＡ

常時利用変電所から常時利用と同位の電圧で利用する場合

ロ　予備送電サービスＢ

常時利用変電所以外の変電所を利用する場合または常時利用変電所から常時利用と異なった電圧（高圧および特別高圧に限ります。）で利用する場合

(2) 予備送電サービス契約電力

予備送電サービス契約電力は，受電地点については当該受電地点における契約受電電力の値，供給地点については当該供給地点における接続送電サービス契約電力の値とし，受電地点および供給地点ごとに定めます。ただし，契約者または発電契約者に特別の事情がある場合で，契約者または発電契約者が契約受電電力または接続送電サービス契約電力の値と異なる予備送電サービス契約電力を希望されるときの予備送電サービス契約電力は，発電場所における発電設備等の出力および負荷の実情ならびに需要場所における1年間を通じての最大の負荷等負荷の実情に応じて，契約者または発電契約者と当社との協議により，受電地点および供給地点ごとに定めます。この場合の予備送電サービス契約電力は，原則として50キロワットを下回らないものといたします。

(3) 予備送電サービス料金

予備送電サービス料金は，供給地点ごとに，予備送電サービスの利用の有無にかかわらず，1月につき次のとおりといたします。

なお，供給地点における予備送電サービスによって使用した電気の電力量は，接続送電サービスによって使用した電気の電力量とみなします。

また，特別高圧で常時利用される供給地点で，高圧で予備送電サービスを利用される場合には，予備送電サービスの供給電圧は，常時利用される電圧と同位の電圧とみなします。この場合，予備送電サービス契約電力および予備送電サービスによって使用した電気の電力量は，予備送電サービス料金および接続送電サービス料金の算定上，常時利用される電圧と同位の電圧にするために修正したものといたします。

イ　予備送電サービスＡ

予備送電サービス契約電力 1キロワットにつき	高圧で供給する場合	78円10銭
	特別高圧で供給する場合	68円20銭

ロ　予備送電サービスＢ

予備送電サービス契約電力 1キロワットにつき	高圧で供給する場合	100円10銭
	特別高圧で供給する場合	96円80銭

(4) 力率割引および割増し

力率割引および割増しはいたしません。ただし，19（接続送電サービス）(3)ニの力率割引および割増しの適用上，供給地点における予備送電サービスによって使用した電気の電力量は，原則として接続送電サービスによって使用した電気の電力量とみなします。

(5) そ　の　他

イ　予備送電サービス料金の計算における合計金額の単位は，1円とし，その端数は，切り捨てます。

ロ　受電地点の予備送電サービスは，他の発電量調整供給契約等と共用することができます。

ハ　当社が分割接続供給を行なう供給地点において，予備電線路の利用を希望される場合は，原則として，それぞれの契約者が適用している接続送電サービスごとに予備送電サービスを適用するものとし，それぞれの契約者に係る予備送電サービスの取扱いは，(1)，(2)，(3)，(4)，(5)イおよび(5)ロに準ずるものといたします。また，この場合は，33（料金の算定）(13)にもとづき料金の調整を行なうために，1 供給地点につき，1 予備送電サービスを適用したときの予備送電サービス料金をあわせて算定するものとし，当該予備送電サービスの取扱いは，(1)，(2)，(3)，(4)，(5)イおよび(5)ロに準ずるものといたします。

22　系統連系受電サービス

(1) 適 用 範 囲

小売電気事業，当社以外の一般送配電事業，特定送配電事業または自己等への電気の供給の用に供するために当社が受電する電気に適用いたします。ただし，当社との特定契約に係る電気には適用いたしません。

(2) 系統連系受電課金対象電力

各月の系統連系受電課金対象電力は，次によって受電地点ごとに，発電バランシンググループごとに定めます。

イ　発電場所が 1 発電バランシンググループに属している場合

(ｲ) 発電設備等に係る供給地点において電灯定額接続送電サービスが適用されている場合

系統連系受電課金対象電力は，同時最大受電電力といたします。

(ﾛ) (ｲ)以外の場合

系統連系受電課金対象電力は，同時最大受電電力から発電設備等に係る供給地点におけるその 1 月の接続送電サービス契約電力（発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は，1 接続送電サービスを適用したときのその 1 月の接続送電サービス契約電力といたします。）を差し引いた値といたします。ただし，差し引いた値が零を下回る場合の系統連系受電課金対象電力は，零といたします。

ロ　発電場所が複数の発電バランシンググループに属している場合

(ｲ) 発電設備等に係る供給地点において電灯定額接続送電サービスが適用されている場合

発電バランシンググループごとの系統連系受電課金対象電力は，同時最大受電電力を契約受電電力の比であん分してえた値といたします。

(ﾛ) (ｲ)以外の場合

発電バランシンググループごとの系統連系受電課金対象電力は，同時最大受電電力を契約受電電力の比であん分してえた値から，発電設備等に係る供給地点のその 1 月の接続送電サービス契約電力（発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は，1 接続送電サービスを適用したときのその 1 月の接続送電サービス契約電力といたします。）を契約受電電力の比であん分してえた値を差し引いた値といたします。ただし，差し引いた値が零を下回る場合の系統連系受電課金対象電力は，零といたします。

ハ　イおよびロにおいて，系統連系受電課金対象電力の算定上，次のものについても接続送電サー

ビス契約電力1キロワットとみなします。

(ｲ) 臨時接続送電サービス契約電力（発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は，1 臨時接続送電サービスを適用したときの臨時接続送電サービス契約電力といたします。）1キロワット

(ﾛ) 接続送電サービス契約電流または臨時接続送電サービス契約電流 10 アンペア

ただし，接続送電サービス契約電流が5アンペアの場合は，0.5キロワットとみなし，15アンペアの場合は，1.5キロワットとみなします。

(ﾊ) 接続送電サービス契約容量または臨時接続送電サービス契約容量1キロボルトアンペア

(ﾆ) 電灯臨時定額接続送電サービスにおける契約負荷設備の総容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，各契約負荷設備ごとに別表 4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）1キロボルトアンペア

ただし，電灯臨時定額接続送電サービスにおける契約負荷設備の総容量の端数は，小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(ﾎ) 附則 4（揚水発電設備等が設置された需要場所に接続供給を行なう場合の特別措置）の適用を受けている場合の接続供給課金対象電力（揚水発電設備または蓄電池〔以下「揚水発電設備等」といいます。〕に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は，1 接続送電サービスまたは1臨時接続送電サービスを適用したときの接続供給課金対象電力といたします。）1キロワット

(3) 系統連系受電サービス料金

系統連系受電サービス料金は，受電地点ごとに，発電バランシンググループごとに算定された基本料金および電力量料金の合計から系統設備効率化割引額を差し引いたものといたします。

イ 基 本 料 金

基本料金は，1 月につき次のとおりといたします。ただし，まったく発電または放電しない場合（他の発電量調整供給契約等と同一計量する場合等は，その1月のすべての発電量調整供給等に係る発電量調整受電電力量等が零であるときに限ります。）の基本料金は，半額といたします。

系統連系受電課金対象電力1キロワットにつき	93円04銭

ロ 電力量料金

電力量料金は，その1月の発電量調整受電電力量によって算定いたします。

1キロワット時につき	0円29銭

ハ 系統設備効率化割引

系統設備効率化割引は，基幹系統設備効率化および送電ロス削減割引（以下「系統設備効率化割引Ａ」といいます。）および特別高圧系統設備効率化割引（以下「系統設備効率化割引Ｂ」といいます。）とし，受電地点ごとに，発電バランシンググループごとに，次により算定いたします。

(ｲ) 適　　用

a 系統設備効率化割引Ａ

受電地点について当社が選定した変電所等（以下「連系変電所等」といいます。）が割

引対象変電所等（別表 2〔系統設備効率化割引の対象変電所等〕(1)に定める割引区分Ａ－1，Ａ－2 またはＡ－3 に該当する変電所等といたします。）の場合に適用いたします。

なお，連系変電所等は，あらかじめ発電者にお知らせいたします。

b　系統設備効率化割引Ｂ

低圧または高圧で受電する場合で，連系変電所等が割引対象変電所等（別表 2〔系統設備効率化割引の対象変電所等〕(1)に定める割引区分Ｂ－1 またはＢ－2 に該当する変電所等といたします。）のときに適用いたします。

なお，連系変電所等は，あらかじめ発電者にお知らせいたします。

(ﾛ) 系統設備効率化割引単価

系統設備効率化割引単価は，ａの系統設備効率化割引Ａ単価およびｂの系統設備効率化割引Ｂ単価を合計した値といたします。

a　系統設備効率化割引Ａ単価

系統設備効率化割引Ａに係る単価とし，1 月につき次のとおりといたします。

(a) 受電電圧が標準電圧 140,000 ボルトをこえる場合

	連系変電所等	単　価
系統連系受電課金対象電力 1キロワットにつき	別表2（系統設備効率化割引の対象変電所等）(1)の割引区分Ａ－1の場合	34円02銭
	別表2（系統設備効率化割引の対象変電所等）(1)の割引区分Ａ－2の場合	6円86銭
	別表2（系統設備効率化割引の対象変電所等）(1)の割引区分Ａ－3の場合	3円43銭

(b) (a)以外の場合

	連系変電所等	単　価
系統連系受電課金対象電力 1キロワットにつき	別表2（系統設備効率化割引の対象変電所等）(1)の割引区分Ａ－1の場合	34円02銭
	別表2（系統設備効率化割引の対象変電所等）(1)の割引区分Ａ－2の場合	13円73銭
	別表2（系統設備効率化割引の対象変電所等）(1)の割引区分Ａ－3の場合	6円86銭

b　系統設備効率化割引Ｂ単価

系統設備効率化割引Ｂに係る単価とし，1 月につき次のとおりといたします。

	連系変電所等	単　価
系統連系受電課金対象電力 1キロワットにつき	別表2（系統設備効率化割引の対象変電所等）(1)の割引区分Ｂ－1の場合	46円77銭
	別表2（系統設備効率化割引の対象変電所等）(1)の割引区分Ｂ－2の場合	18円92銭

(ﾊ) 系統設備効率化割引額

系統設備効率化割引額は，(2)の系統連系受電課金対象電力に(ﾛ)の系統設備効率化割引単価を乗じてえた金額といたします。ただし，まったく発電または放電しない場合（他の発電量調整供給契約等と同一計量する場合等は，その 1 月のすべての発電量調整供給等に係る発電量調整受電電力量等が零であるときに限ります。）の系統設備効率化割引額は，半額といたします。

ニ　その他

系統連系受電サービス料金の計算における合計金額の単位は，1 円とし，その端数は，切り捨てます。

23　発電量調整受電計画差対応電力

(1) 適　　用

発電バランシンググループにおいて，39（給電指令の実施等）(5)または(6)により補給される電気を使用されていないときに適用いたします。

(2) 発電量調整受電計画差対応電力

イ　発電量調整受電計画差対応補給電力

(ｲ) 適 用 範 囲

30 分ごとの発電量調整受電電力量が，その 30 分の発電量調整受電計画電力量を下回る場合に生じた不足電力の補給にあてるための電気に適用いたします。

(ﾛ) 発電量調整受電計画差対応補給電力料金

発電量調整受電計画差対応補給電力料金は，30 分ごとの発電量調整受電計画差対応補給電力量に(ﾊ)の発電量調整受電計画差対応補給電力料金単価を適用してえられる金額のその 1 月の合計といたします。

(ﾊ) 発電量調整受電計画差対応補給電力料金単価

発電量調整受電計画差対応補給電力料金単価は，一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則（以下「託送供給等約款料金算定規則」といいます。）第 27 条にもとづきインバランス料金として算定される金額に消費税等相当額（消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。）を加えた金額とし，当社が 30 分ごとに設定するものといたします。

ロ　発電量調整受電計画差対応余剰電力

(ｲ) 適 用 範 囲

30 分ごとの発電量調整受電電力量が，その 30 分の発電量調整受電計画電力量を上回る場合の送電超過分電力について，当社が購入する電気に適用いたします。

(ﾛ) 発電量調整受電計画差対応余剰電力料金

発電量調整受電計画差対応余剰電力料金は，30 分ごとの発電量調整受電計画差対応余剰電力量に(ﾊ)の発電量調整受電計画差対応余剰電力料金単価を適用してえられる金額のその 1 月の合計といたします。

(ﾊ) 発電量調整受電計画差対応余剰電力料金単価

発電量調整受電計画差対応余剰電力料金単価は，託送供給等約款料金算定規則第 27 条にもとづきインバランス料金として算定される金額に消費税等相当額を加えた金額とし，当社が 30 分ごとに設定するものといたします。

24　接続対象計画差対応電力

(1) 適　　用

39（給電指令の実施等）(4)により補給される電気を使用されていないときに適用いたします。

(2) 接続対象計画差対応電力

イ　接続対象計画差対応補給電力

(ｲ) 適 用 範 囲

30 分ごとの接続対象電力量が，その 30 分の接続対象計画電力量を上回る場合に生じた不足電力の補給にあてるための電気に適用いたします。

(ﾛ) 接続対象計画差対応補給電力料金

接続対象計画差対応補給電力料金は，30 分ごとの接続対象計画差対応補給電力量に(ﾊ)の接続対象計画差対応補給電力料金単価を適用してえられる金額のその 1 月の合計といたします。

(ﾊ) 接続対象計画差対応補給電力料金単価

接続対象計画差対応補給電力料金単価は，託送供給等約款料金算定規則第 27 条にもとづきインバランス料金として算定される金額に消費税等相当額を加えた金額とし，当社が 30 分ごとに設定するものといたします。

ロ　接続対象計画差対応余剰電力

(ｲ) 適 用 範 囲

30 分ごとの接続対象電力量が，その 30 分の接続対象計画電力量を下回る場合の送電超過分電力について，当社が購入する電気に適用いたします。

(ﾛ) 接続対象計画差対応余剰電力料金

接続対象計画差対応余剰電力料金は，30 分ごとの接続対象計画差対応余剰電力量に(ﾊ)の接続対象計画差対応余剰電力料金単価を適用してえられる金額のその 1 月の合計といたします。

(ﾊ) 接続対象計画差対応余剰電力料金単価

接続対象計画差対応余剰電力料金単価は，託送供給等約款料金算定規則第 27 条にもとづきインバランス料金として算定される金額に消費税等相当額を加えた金額とし，当社が 30 分ご

とに設定するものといたします。

25　需要抑制量調整受電計画差対応電力

(1) 適　　用

需要抑制バランシンググループに適用いたします。

(2) 需要抑制量調整受電計画差対応電力

イ　需要抑制量調整受電計画差対応補給電力

(ｲ) 適 用 範 囲

30 分ごとの需要抑制量調整受電電力量が，その 30 分の需要抑制量調整受電計画電力量を下回る場合に生じた不足電力の補給にあてるための電気に適用いたします。

(ﾛ) 需要抑制量調整受電計画差対応補給電力料金

需要抑制量調整受電計画差対応補給電力料金は，30 分ごとの需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量に(ﾊ)の需要抑制量調整受電計画差対応補給電力料金単価を適用してえられる金額のその 1 月の合計といたします。

(ﾊ) 需要抑制量調整受電計画差対応補給電力料金単価

需要抑制量調整受電計画差対応補給電力料金単価は，託送供給等約款料金算定規則第 27 条にもとづきインバランス料金として算定される金額に消費税等相当額を加えた金額とし，当社が 30 分ごとに設定するものといたします。

ロ　需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力

(ｲ) 適 用 範 囲

30 分ごとの需要抑制量調整受電電力量が，その 30 分の需要抑制量調整受電計画電力量を上回る場合の抑制超過分電力について，当社が購入する電気に適用いたします。

(ﾛ) 需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力料金

需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力料金は，30 分ごとの需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量に(ﾊ)の需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力料金単価を適用してえられる金額のその 1 月の合計といたします。

(ﾊ) 需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力料金単価

需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力料金単価は，託送供給等約款料金算定規則第 27 条にもとづきインバランス料金として算定される金額に消費税等相当額を加えた金額とし，当社が 30 分ごとに設定するものといたします。

26　給電指令時補給電力

(1) 契約者に係る給電指令時補給電力料金

イ　適 用 範 囲

39（給電指令の実施等）(4)により補給される電気を使用されているときに適用いたします。

ロ　給電指令時補給電力料金

給電指令時補給電力料金は，ハに定める 30 分ごとの給電指令時補給電力量にニの給電指令時補給電力料金単価を適用してえられる金額のその 1 月の合計といたします。

ハ　給電指令時補給電力量

給電指令時補給電力量は，給電指令等の間，31（電力および電力量の算定）(22)により 30 分ごとに算定された値といたします。

ニ　給電指令時補給電力料金単価

給電指令時補給電力料金単価は，託送供給等約款料金算定規則第 27 条にもとづきインバランス料金として算定される金額に消費税等相当額を加えた金額とし，当社が 30 分ごとに設定するものといたします。

(2) 発電契約者に係る給電指令時補給電力料金

イ　適 用 範 囲

39（給電指令の実施等）(5)または(6)により補給される電気を使用されているときに，補給される電気を使用する発電バランシンググループに適用いたします。

ロ　給電指令時補給電力料金

給電指令時補給電力料金は，ハに定める 30 分ごとの給電指令時補給電力量にニの給電指令時補給電力料金単価を適用してえられる金額のその 1 月の合計といたします。

ハ　給電指令時補給電力量

給電指令時補給電力量は，給電指令等の間，31（電力および電力量の算定）(20)により 30 分ごとに算定された値といたします。

ニ　給電指令時補給電力料金単価

給電指令時補給電力料金単価は，託送供給等約款料金算定規則第 27 条にもとづきインバランス料金として算定される金額に消費税等相当額を加えた金額とし，当社が 30 分ごとに設定するものといたします。ただし，39（給電指令の実施等）(2)ホの場合で，当社の電力系統における電気の潮流が系統安定度等にもとづき算定される運用可能な容量を超過し，または超過するおそれがある場合に出力の抑制を実施することを前提として連系を行なった発電設備等（以下「ノンファーム電源」といいます。）に対して出力の抑制を実施したときは，39（給電指令の実施等）(5)により補給される電気を使用されているときの翌日取引を行なうための卸電力取引市場における 30 分ごとの売買取引の価格（売買取引に係る電力の受渡しが連系設備の送電容量等による制限を受けるものとして当社の供給区域において売買取引を行なうものに限ります。）に消費税等相当額を加えた金額とし，当社が 30 分ごとに設定するものといたします。また，当社が指定する要件を有する発電設備等またはノンファーム電源以外の発電設備等（以下「ファーム電源」といいます。）であって別途当社と給電指令時補給電力料金に関する契約を締結する設備については，当該契約によるものといたします。

Ⅳ　料金の算定および支払い

27　料金の適用開始の時期

接続供給に係る料金は，当社所定の様式に記載された接続供給の開始日から適用し，発電量調整供給に係る料金は，当社所定の様式に記載された発電量調整供給の開始日から適用し，需要抑制量調整供給に係る料金は，当社所定の様式に記載された需要抑制量調整供給の開始日から適用いたします。ただし，接続供給，発電量調整供給もしくは需要抑制量調整供給の準備着手前に接続供給，発電量調整供給もしくは需要抑制量調整供給の開始延期の申入れがあった場合または契約者，発電契約者，需要抑制契約者，発電者もしくは需要者のいずれの責めともならない理由によって接続供給，発電量調整供給もしくは需要抑制量調整供給が開始されない場合は，あらためて契約者，発電契約者または需要抑制契約者と当社との協議によって定められた接続供給，発電量調整供給または需要抑制量調整供給の開始日から適用いたします。

28　検　針　日

検針日は，次により，実際に検針を行なった日または検針を行なったものとされる日といたします。

(1) 検針は，受電地点または供給地点ごとに当社があらかじめお知らせした日（当社が受電地点または供給地点の属する検針区域に応じて定めた毎月一定の日〔以下「検針の基準となる日」といいます。〕および休日等を考慮して定めます。）に，各月ごとに行ないます。

なお，高圧で受電する場合で契約受電電力が 500 キロワット以上のとき，高圧で供給する場合で 19（接続送電サービス）(2)ロによって契約電力を定めるとき，または特別高圧で受電もしくは供給する場合の検針日は，当社が検針日を定める場合を除き，実際に検針を行なった日にかかわらず，毎月 1 日といたします。

また，受電地点または供給地点が同一の発電場所または需要場所にある場合は，受電地点における検針日と供給地点における検針日は，原則として同一の日といたします。

(2) 発電者または需要者が不在等のため検針できなかった場合は，検針に伺った日に検針を行なったものといたします。

(3) 当社は，やむをえない事情のある場合には，(1)にかかわらず，当社があらかじめお知らせした日以外の日に検針を行なうことがあります。

(4) 当社は，次の場合には，(1)にかかわらず，各月ごとに検針を行なわないことがあります。

なお，当社は，ロの場合は，非常変災等の場合を除き，あらかじめ契約者または発電契約者の承諾をえるものといたします。

イ　契約者または発電契約者が受電地点または供給地点を新たに設定した日から，その直後の受電地点または供給地点の属する検針区域の検針日までの期間が短い場合

ロ　その他特別の事情がある場合

(5) (3)の場合で，検針を行なったときは，当社があらかじめお知らせした日に検針を行なったものといたします。

(6) (4)イの場合で，検針を行なわなかったときは，契約者または発電契約者が受電地点または供給

地点を新たに設定した日の直後の受電地点または供給地点の属する検針区域の検針日に検針を行なったものといたします。

(7) (4)ロの場合で，検針を行なわなかったときは，検針を行なわない月については，当社があらかじめお知らせした日に検針を行なったものといたします。

29 料金の算定期間

(1) 送電サービス料金の算定期間は，次によります。

イ 前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間（以下「供給側検針期間」といいます。）といたします。ただし，契約者が供給地点を新たに設定し，または供給地点を消滅させる場合の料金の算定期間は，その供給地点を新たに設定した日から直後の検針日の前日までの期間または直前の検針日から消滅日の前日までの期間といたします。

ロ 当社があらかじめ契約者に計量日（接続供給の場合，電力量または最大需要電力等が記録型計量器に記録される日をいいます。）をお知らせした場合は，イにかかわらず，前月の計量日から当月の計量日の前日までの期間（以下「供給側計量期間」といいます。）といたします。ただし，契約者が供給地点を新たに設定し，または供給地点を消滅させる場合の料金の算定期間は，その供給地点を新たに設定した日から直後の計量日の前日までの期間または直前の計量日から消滅日の前日までの期間といたします。

ハ 定額接続送電サービスの料金または 31（電力および電力量の算定）(27)の場合の送電サービス料金の算定期間は，イに準ずるものといたします。この場合，イにいう検針日は，その供給地点の属する検針区域の検針日といたします。ただし，電灯臨時定額接続送電サービスおよび動力臨時定額接続送電サービスの料金の算定期間は，その供給地点を新たに設定した日から翌月の応当日の前日までの期間，または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とすることがあります。

(2) 系統連系受電サービス料金の算定期間は，次によります。

イ 前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間（以下「受電側検針期間」といいます。）といたします。ただし，発電契約者が受電地点を新たに設定し，または受電地点を消滅させる場合の料金の算定期間は，その受電地点を新たに設定した日から直後の検針日の前日までの期間または直前の検針日から消滅日の前日までの期間といたします。

ロ 当社があらかじめ発電契約者および発電者に計量日（発電量調整供給の場合，電力量または最大連系電力等が記録型計量器に記録される日をいいます。）をお知らせした場合は，イにかかわらず，前月の計量日から当月の計量日の前日までの期間（以下「受電側計量期間」といいます。）といたします。ただし，発電契約者が受電地点を新たに設定し，または受電地点を消滅させる場合の料金の算定期間は，その受電地点を新たに設定した日から直後の計量日の前日までの期間または直前の計量日から消滅日の前日までの期間といたします。

(3) 発電量調整受電計画差対応補給電力料金，発電量調整受電計画差対応余剰電力料金，接続対象計画差対応補給電力料金，接続対象計画差対応余剰電力料金，需要抑制量調整受電計画差対応補給電力料金，需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力料金および給電指令時補給電力料金の算定期間は，毎月 1 日から当該月末日までの期間といたします。ただし，接続供給，発電量調整供給もし

くは需要抑制量調整供給を開始し，または接続供給契約，発電量調整供給契約もしくは需要抑制量調整供給契約が消滅した場合の料金の算定期間は，開始日から開始日の属する月の末日までの期間または契約が消滅した日の属する月の 1 日から消滅日までの期間といたします。

30 計　　量

(1) 当社は，発電量調整受電電力量および最大連系電力等は，原則として，受電地点ごとに取り付けた記録型計量器により受電電圧と同位の電圧で，接続供給電力量および最大需要電力等は，原則として，供給地点ごとに取り付けた記録型計量器により供給電圧と同位の電圧で，30 分単位で計量いたします。

また，受電地点において他の発電量調整供給契約等と同一計量する場合は，30 分ごとに，受電地点において計量された電力量を原則として 38（託送供給等の実施）によりあらかじめ定められたその 30 分に対する電力量の計画値および仕訳に係る順位にもとづいて仕訳いたします。ただし，発電契約者から発電場所において発電契約者等の負担により，発電契約者等で取り付けた計量器により計量された発電設備等ごとの電力量にもとづく仕訳の申出がある場合で，当社が適当と認めるときは，30 分ごとに，受電地点において計量された電力量を当該受電地点における発電設備等ごとの計量器により計量された電力量にもとづいて仕訳することがあります。この場合，仕訳に必要となる発電設備等ごとの電力量は，契約者または発電契約者から当社に通知していただきます。

なお，30 分ごとに，受電地点において計量された電力量の仕訳を行なう場合は，31（電力および電力量の算定）の電力および電力量の算定上，仕訳後の電力量を受電地点で計量された電力量とみなします。

(2) 分割接続供給の場合の 30 分ごとの供給地点で計量された電力量は，次により仕訳いたします。この場合，電力および電力量の算定上，仕訳後の電力量を供給地点で計量された電力量とみなします。

イ　15（供給および契約の単位）(2)イ(ｲ)により当社が分割接続供給を行なう場合

(ｲ) 供給地点で計量された電力量が通告電力量を下回る場合

原則として，非需要追随供給者に係る電力量は，供給地点で計量された電力量とし，需要追随供給者に係る電力量は，零といたします。

(ﾛ) 供給地点で計量された電力量が通告電力量と一致または上回る場合

非需要追随供給者に係る電力量は，通告電力量とし，需要追随供給者に係る電力量は，次の式によります。

需要追随供給者に係る電力量 ＝ 供給地点で計量された電力量 － 通告電力量

ロ　15（供給および契約の単位）(2)イ(ﾛ)により当社が分割接続供給を行なう場合

(ｲ) 供給地点で計量された電力量がベース電力量を下回る場合

原則として，非需要追随供給者に係る電力量は，供給地点で計量された電力量とし，需要追随供給者に係る電力量は，零といたします。

(ﾛ) 供給地点で計量された電力量がベース電力量と一致または上回る場合

非需要追随供給者に係る電力量は，ベース電力量とし，需要追随供給者に係る電力量は，次の式によります。

需要追随供給者に係る電力量 ＝ 供給地点で計量された電力量 － ベース電力量

ハ　15（供給および契約の単位）(2)ロにより当社が分割接続供給を行なう場合

それぞれの契約者の供給時間帯によって仕訳いたします。

ただし，33（料金の算定）(11)または(12)にもとづき料金の調整を行なうために，1 供給地点につき，1 接続送電サービスまたは 1 臨時接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービス料金または臨時接続送電サービス料金を算定するときには，電力および電力量の算定上，仕訳前の電力量を供給地点で計量された電力量といたします。

(3) 受電地点または供給地点ごとの計量の結果は，各月ごとにすみやかに契約者または発電契約者および発電者にお知らせいたします。

なお，発電者への受電地点の計量の結果のお知らせは，発電契約者を通じて行ないます。

(4) 技術上，経済上やむをえない場合等特別の事情がある場合は，計量器を取り付けないことがあります。

31　電力および電力量の算定

(1) 発電量調整受電電力

発電量調整受電電力は，発電量調整供給の場合で，受電地点で計量された電力量の値を 2 倍した値とし，受電地点ごとに，30 分ごとに，算定いたします。

(2) 発電量調整受電電力量

発電量調整受電電力量は，次のとおりといたします。

イ　発電量調整供給に係る発電設備等が調整電源に該当する場合，受電地点ごとに，30 分ごとに，受電地点で計量された電力量といたします。

ロ　発電量調整供給に係る発電設備等が調整電源に該当しない場合，30 分ごとに，受電地点で計量された電力量（受電地点が複数ある場合はその合計といたします。）といたします。

ハ　系統連系受電サービスに係る発電量調整受電電力量は，受電地点ごとに，30 分ごとに，受電地点で計量された電力量といたします。

また，料金の算定期間の発電量調整受電電力量は，30 分ごとの発電量調整受電電力量を，受電地点ごとに，料金の算定期間（ただし，発電契約者が受電地点を消滅させる場合は，直前の検針日から消滅日までの期間といたします。）において合計した値といたします。

(3) 発電量調整受電計画電力

発電量調整受電計画電力は，(4)の発電量調整受電計画電力量の値を 2 倍した値とし，30 分ごとに算定いたします。

(4) 発電量調整受電計画電力量

発電量調整受電計画電力量は，次のとおりといたします。

イ　発電量調整供給に係る発電設備等が調整電源に該当する場合，受電地点ごとに当社が発電契約者から受電する電気の 30 分ごとの電力量の計画値で，発電契約者があらかじめ電力広域的運営推進機関を通じて当社に通知する発電計画といたします。ただし，別表 11（発電計画・調達計画・販売計画）に定める当日計画の発電計画と調達計画の合計値が 30 分ごとに販売計画の値と一致しない等の場合は，別表 8（発電量調整受電計画電力量，接続対象計画電力量および需要抑制量調整受電計画電力量に関する取扱い）(1)のとおりといたします。

ロ　発電量調整供給に係る発電設備等が調整電源に該当しない場合，受電地点において当社が発電契約者から受電する電気の 30 分ごとの電力量の計画値(受電地点が複数ある場合はその合計といたします。)で，発電契約者があらかじめ電力広域的運営推進機関を通じて当社に通知する発電計画といたします。ただし，別表 11（発電計画・調達計画・販売計画）に定める当日計画の発電計画と調達計画の合計値が 30 分ごとに販売計画の値と一致しない等の場合は，別表 8（発電量調整受電計画電力量，接続対象計画電力量および需要抑制量調整受電計画電力量に関する取扱い）(1)のとおりといたします。

(5) 接続受電電力

接続受電電力は，接続供給の場合で，(6)の接続受電電力量の値を 2 倍した値とし，30 分ごとに算定いたします。

(6) 接続受電電力量

接続受電電力量は，30 分ごとの(12)の接続対象計画電力量といたします。

(7) 接続供給電力

接続供給電力は，(8)の接続供給電力量の値を 2 倍した値とし，供給地点ごとに，30 分ごとに，算定いたします。

(8) 接続供給電力量

接続供給電力量は，供給地点ごとに，30 分ごとに，供給地点で計量された電力量といたします。ただし，特別高圧で常時利用される供給地点で，高圧で予備送電サービスを利用される場合には，予備送電サービスに係る接続供給電力量は，供給地点で計量された電力量を常時利用される電圧と同位の電圧にするために修正したものといたします。

また，料金の算定期間の接続供給電力量は，30 分ごとの接続供給電力量を，供給地点ごとに，料金の算定期間（ただし，契約者が供給地点を消滅させる場合は，直前の検針日から消滅日までの期間といたします。）において合計した値といたします。

なお，時間帯別接続送電サービスを適用する場合の料金の算定期間の時間帯別の接続供給電力量は，時間帯ごとに，30 分ごとの接続供給電力量を，供給地点ごとに，料金の算定期間（ただし，契約者が供給地点を消滅させる場合は，直前の検針日から消滅日までの期間といたします。）において合計した値といたします。ただし，19（接続送電サービス）(3)イ(ハ)および(ヘ)の場合におけるその 1 月の夜間時間帯の接続供給電力量は，その 1 月の接続供給電力量からその 1 月の昼間時間帯の接続供給電力量を差し引いた値といたします。

(9) 接続対象電力

接続対象電力は，(10)の接続対象電力量の値を 2 倍した値とし，30 分ごとに算定いたします。

(10) 接続対象電力量

接続対象電力量は，30 分ごとに，イまたはロによって算定された値（供給地点が複数ある場合はその合計といたします。）といたします。

イ　需要場所が需要抑制バランシンググループに属さない場合または需要場所が需要抑制バランシンググループに属する場合で需要抑制契約者があらかじめ通知した(16)の需要抑制量調整受電計画電力量が零となるときは，次の式により算定された値といたします。

$$\text{接続供給電力量} \times \frac{1}{1-\text{損失率（32〔損失率〕に定める損失率といたします。）}}$$

ロ　需要抑制契約者があらかじめ通知した(16)の需要抑制量調整受電計画電力量が零をこえる場合は，あらかじめ定めた(ｲ)または(ﾛ)により算定された値といたします。

(ｲ) 需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量および需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量の算定方法として，(14)イを適用している場合は，次のａまたはｂによって算定された値

ａ　1ベースラインに係る需要場所を単一とする場合

(a) 当該需要場所に係る供給地点で計量された接続供給電力量を損失率で修正した値が，ベースラインを上回るとき。

$$\left\{\begin{array}{l}\text{接続供給} \\ \text{電力量}\end{array} \times \frac{1}{1-\text{損失率(32〔損失率〕に定める損失率といたします。)}}\right\} - \begin{array}{l}\text{需要抑制量調整} \\ \text{受電計画電力量}\end{array}$$

(b) 当該需要場所に係る供給地点で計量された接続供給電力量を損失率で修正した値が，ベースラインと一致またはベースラインを下回り，かつ，ベースラインから需要抑制量調整受電計画電力量を差し引いた値と一致またはベースラインから需要抑制量調整受電計画電力量を差し引いた値を上回るとき。

ベースライン － 需要抑制量調整受電計画電力量

(c) 当該需要場所に係る供給地点で計量された接続供給電力量を損失率で修正した値が，ベースラインから需要抑制量調整受電計画電力量を差し引いた値を下回るとき。

$$\text{接続供給電力量} \times \frac{1}{1-\text{損失率（32〔損失率〕に定める損失率といたします。）}}$$

ｂ　1ベースラインに係る需要場所を複数とする場合

(a) 当該需要場所に係る供給地点で計量された接続供給電力量を損失率で修正した値の合計

値が，ベースラインを上回るとき。

当該需要場所に係る(d)によって算定された値の合計値
－ 需要抑制量調整受電計画電力量

(b) 当該需要場所に係る供給地点で計量された接続供給電力量を損失率で修正した値の合計値が，ベースラインと一致またはベースラインを下回り，かつ，ベースラインから需要抑制量調整受電計画電力量を差し引いた値と一致またはベースラインから需要抑制量調整受電計画電力量を差し引いた値を上回るとき。

ベースライン － 需要抑制量調整受電計画電力量

(c) 当該需要場所に係る供給地点で計量された接続供給電力量を損失率で修正した値の合計値が，ベースラインから需要抑制量調整受電計画電力量を差し引いた値を下回るとき。

当該需要場所に係る(d)によって算定された値の合計値

(d) (a)および(c)にいう(d)によって算定された値とは，次の式により算定された値といたします。

$$\text{接続供給電力量} \times \frac{1}{1-\text{損失率（32〔損失率〕に定める損失率といたします。）}}$$

(ﾛ) 需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量および需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量の算定方法として，(14)ロを適用している場合は，次の式によって算定された値

ベースライン － 需要抑制量調整受電計画電力量

(11) 接続対象計画電力

接続対象計画電力は，(12)の接続対象計画電力量の値を 2 倍した値とし，30 分ごとに算定いたします。

(12) 接続対象計画電力量

接続対象計画電力量は，30 分ごとの接続対象電力量の計画値（供給地点が複数ある場合はその合計といたします。）で，契約者があらかじめ電力広域的運営推進機関を通じて当社に通知する需要想定値といたします。ただし，別表 10（需要計画・調達計画・販売計画）に定める当日計画の需要想定値に対する取引計画（調達計画から販売計画を差し引いたものといたします。）が 30 分ごとに需要想定値と一致しない等の場合は，別表 8（発電量調整受電計画電力量，接続対象計画電力量および需要抑制量調整受電計画電力量に関する取扱い）(2)のとおりといたします。

(13) 需要抑制量調整受電電力

需要抑制量調整受電電力は，(14)の需要抑制量調整受電電力量の値を 2 倍した値とし，30 分ごとに算定いたします。

(14) 需要抑制量調整受電電力量

需要抑制量調整受電電力量は，当社が需要抑制契約者から受電する 30 分ごとの電力量で，需要場所ごとに，あらかじめ定めたイまたはロによって算定された値といたします。

イ　需要抑制量調整受電計画電力量を上限として，需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量および需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量を算定する場合は，次の式によって算定された値

(ｲ) 当該需要場所に係る供給地点で計量された接続供給電力量を損失率で修正した値（1 ベースラインに係る需要場所を複数とする場合は，当該需要場所に係る供給地点で計量された接続供給電力量を損失率で修正した値の合計値といたします。）が，ベースラインを上回る場合

需要抑制量調整受電電力量 ＝ 0

(ﾛ) 当該需要場所に係る供給地点で計量された接続供給電力量を損失率で修正した値（1 ベースラインに係る需要場所を複数とする場合は，当該需要場所に係る供給地点で計量された接続供給電力量を損失率で修正した値の合計値といたします。）がベースラインと一致またはベースラインを下回り，かつ，ベースラインから需要抑制量調整受電計画電力量を差し引いた値と一致またはベースラインから需要抑制量調整受電計画電力量を差し引いた値を上回る場合

需要抑制量調整受電電力量 ＝

$$\text{ベースライン} - \left\{ \text{接続供給電力量} \times \frac{1}{1 - \text{損失率（32〔損失率〕に定める損失率といたします。）}} \right\}$$

(ﾊ) 当該需要場所に係る供給地点で計量された接続供給電力量を損失率で修正した値（1 ベースラインに係る需要場所を複数とする場合は，当該需要場所に係る供給地点で計量された接続供給電力量を損失率で修正した値の合計値といたします。）が，ベースラインから需要抑制量調整受電計画電力量を差し引いた値を下回る場合

需要抑制量調整受電電力量 ＝ 需要抑制量調整受電計画電力量

ロ　イ以外の場合は，次の式によって算定された値（1 ベースラインに係る需要場所を複数とする場合，ベースラインから差し引く値は，当該需要場所に係る供給地点で計量された接続供給電力量を損失率で修正した値の合計値といたします。）

需要抑制量調整受電電力量 ＝

$$\text{ベースライン} - \left\{ \text{接続供給電力量} \times \frac{1}{1-\text{損失率（32〔損失率〕に定める損失率といたします。）}} \right\}$$

ただし，上式の値が負となる場合，需要抑制量調整受電電力量は零といたします。

(15) 需要抑制量調整受電計画電力

需要抑制量調整受電計画電力は，(16)の需要抑制量調整受電計画電力量の値を 2 倍した値とし，30 分ごとに算定いたします。

(16) 需要抑制量調整受電計画電力量

需要抑制量調整受電計画電力量は，当社が需要抑制契約者から受電する電気の 30 分ごとの電力量の計画値で，需要場所ごとに，需要抑制契約者があらかじめ電力広域的運営推進機関を通じて当社に通知する需要抑制計画値といたします。ただし，1 ベースラインに係る需要場所を複数とする場合は，当該ベースラインにもとづく需要抑制量調整受電計画電力量といたします。また，別表12（需要抑制計画・調達計画・販売計画・ベースライン）に定める当日計画の調達計画が30分ごとに販売計画の値と一致しない等の場合は，別表 8（発電量調整受電計画電力量，接続対象計画電力量および需要抑制量調整受電計画電力量に関する取扱い）(3)のとおりといたします。

(17) ベースライン

ベースラインは，需要抑制量調整供給に係る需要抑制を行なわない場合の需要場所に係る供給地点で計量される接続供給電力量を損失率で修正した電力量の計画値で，需要場所ごと（15〔供給および契約の単位〕(1)イまたはロの場合は1接続送電サービスまたは1臨時接続送電サービスごとといたします。）に，需要抑制契約者があらかじめ電力広域的運営推進機関を通じて当社に通知するものといたします。ただし，需要抑制契約者が 1 ベースラインに係る需要場所を複数とする場合は，当該複数の需要場所に対して1ベースラインといたします。

(18) 最大連系電力等

最大連系電力等は，次のとおりといたします。

イ　低圧で受電する場合

発電量調整受電電力の最大値といたします。

ロ　高圧または特別高圧で受電する場合

30 分ごとの連系電力の最大値であって，記録型計量器により計量される値といたします。

(19) 最大需要電力等

最大需要電力等は，次のとおりといたします。

イ　低圧で供給する場合

接続供給電力の最大値といたします。

ロ　高圧または特別高圧で供給する場合

30 分ごとの需要電力の最大値であって，記録型計量器により計量される値といたします。

なお，当社が分割接続供給を行なう供給地点における，それぞれの契約者に係る最大需要電

力等は，次のとおりといたします。

(ｲ) 15（供給および契約の単位）(2)イ(ｲ)により当社が分割接続供給を行なう場合

非需要追随供給者に係る最大需要電力等および需要追随供給者に係る最大需要電力等は，それぞれの契約者に係る接続供給電力の最大値等といたします。

(ﾛ) 15（供給および契約の単位）(2)イ(ﾛ)により当社が分割接続供給を行なう場合

a　当該供給地点における最大需要電力等が非需要追随供給者に係る接続送電サービス契約電力または臨時接続送電サービス契約電力と一致または上回る場合

非需要追随供給者に係る最大需要電力等は，当該契約者に係る接続送電サービス契約電力または臨時接続送電サービス契約電力とし，需要追随供給者に係る最大需要電力等は，当該供給地点における最大需要電力等から，非需要追随供給者に係る接続送電サービス契約電力または臨時接続送電サービス契約電力を差し引いた値といたします。

b　当該供給地点における最大需要電力等が非需要追随供給者に係る接続送電サービス契約電力または臨時接続送電サービス契約電力を下回る場合

非需要追随供給者に係る最大需要電力等は，当該供給地点における最大需要電力等とし，需要追随供給者に係る最大需要電力等は，零といたします。

(ﾊ) 15（供給および契約の単位）(2)ロにより当社が分割接続供給を行なう場合

それぞれの契約者に係る最大需要電力等は，それぞれの契約者に係る接続供給電力の最大値等といたします。

(20) 発電量調整受電計画差対応補給電力量

発電量調整受電計画差対応補給電力量は，発電バランシンググループごとにイまたはロによって算定された値の合計といたします。

イ　発電量調整供給に係る発電設備等が調整電源に該当する場合で，(2)イにより計量された 30 分ごとの発電量調整受電電力量が(4)イにより通知されたその 30 分における発電量調整受電計画電力量を下回るときに，30 分ごとに，次の式により算定された値といたします。ただし，発電量調整受電計画差対応補給電力量の算定上，調整電源の故障等が発生した場合を除き，(2)イにかかわらず，その 30 分ごとの発電量調整受電計画電力量をその 30 分ごとの発電量調整受電電力量とみなします。

発電量調整受電計画差対応補給電力量

＝ 発電量調整受電計画電力量 － 発電量調整受電電力量

ロ　発電量調整供給に係る発電設備等が調整電源に該当しない場合は，次の(ｲ)，(ﾛ)および(ﾊ)によって算定された値といたします。

(ｲ) (2)ロにより計量された 30 分ごとの発電量調整受電電力量が(4)ロにより通知されたその 30 分における発電量調整受電計画電力量を下回る場合に，30 分ごとに，次の式により算定された値といたします。

発電量調整受電計画差対応補給電力量
＝ 発電量調整受電計画電力量 － 発電量調整受電電力量

(ﾛ) 次の場合で，給電指令時補給を行なったときは，発電量調整受電計画差対応補給電力量の算定上，(2)ロにかかわらず，当該発電設備等の 30 分ごとの発電量調整受電計画電力量を当該受電地点における 30 分ごとの発電量調整受電電力量とみなします。この場合，当該発電設備等の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量の算定上，当該受電地点のみによる発電バランシンググループが設定されているとみなし，その発電量調整受電計画差対応補給電力量は，30 分ごとに，次の式により算定された値といたします。

発電量調整受電計画差対応補給電力量
＝ 発電量調整受電計画電力量 － 発電量調整受電電力量

a　当社が指定する要件を有する発電設備等であって別途当社と給電指令時補給電力料金に関する契約を締結する設備に対して出力の抑制を実施した場合
b　39（給電指令の実施等）(2)イの場合で，原則として 30 分ごとの実需給の開始時刻の 1 時間前以降に発電量調整供給に係る発電設備等に対してあらかじめ当社が指定した送電線 1 回線，変圧器 1 台その他の電力設備の単一故障の発生時に保護装置により行なわれるすみやかな発電抑制または発電遮断（以下「Ｎ－1 電制」といいます。）を実施したとき。
c　39（給電指令の実施等）(2)ホの場合で，発電量調整供給に係る発電設備等に対して出力の抑制を実施したとき。
d　39（給電指令の実施等）(2)への場合で，ファーム電源に対して出力の抑制を実施したとき。

(ﾊ) 次の場合で，給電指令時補給を行なったときは，発電量調整受電計画差対応補給電力量の算定上，(2)ロにかかわらず，当該発電設備等の 30 分ごとの発電量調整受電計画電力量を当該受電地点における 30 分ごとの発電量調整受電電力量とみなします。この場合，当該発電設備等の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量の算定上，当該受電地点のみによる発電バランシンググループが設定されているとみなし，その発電量調整受電計画差対応補給電力量は，30 分ごとに，次により算定された値といたします。

a　39（給電指令の実施等）(2)イ，ロ，ハまたはトの場合の給電指令等および 39（給電指令の実施等）(2)ホの場合の給電指令等により，同時に出力の抑制を実施した場合

(a) 発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が，39（給電指令の実施等）(2)ホによる出力抑制対象電力量（39〔給電指令の実施等〕(2)ホの場合の出力の抑制に係る電力量をいいます。）を下回る場合

39（給電指令の実施等）(2)ホによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，次の式により算定された値とし，39（給電指令の実施等）(2)イ，ロ，ハまたはトによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，零といたします。

発電量調整受電計画差対応補給電力量
＝ 発電量調整受電計画電力量 － 発電量調整受電電力量

(b) 発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が，39（給電指令の実施等）(2)ホによる出力抑制対象電力量と一致または上回る場合

39（給電指令の実施等）(2)ホによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，39（給電指令の実施等）(2)ホによる出力抑制対象電力量とし，39（給電指令の実施等）(2)イ，ロ，ハまたはトによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，次の式により算定された値といたします。

発電量調整受電計画差対応補給電力量
＝ 発電量調整受電計画電力量
－ 39（給電指令の実施等）(2)ホによる出力抑制対象電力量
－ 発電量調整受電電力量

b ファーム電源に対して，39（給電指令の実施等）(2)イ，ロ，ハまたはトの場合の給電指令等および 39（給電指令の実施等）(2)への場合の給電指令等により，同時に出力の抑制を実施した場合

(a) 発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が，39（給電指令の実施等）(2)へによる出力抑制対象電力量（39〔給電指令の実施等〕(2)への場合の出力の抑制に係る電力量をいいます。）を下回る場合

39（給電指令の実施等）(2)へによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，次の式により算定された値とし，39（給電指令の実施等）(2)イ，ロ，ハまたはトによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，零といたします。

発電量調整受電計画差対応補給電力量
＝ 発電量調整受電計画電力量 － 発電量調整受電電力量

(b) 発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が，39（給電指令の実施等）(2)へによる出力抑制対象電力量と一致または上回る場合

39（給電指令の実施等）(2)へによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，39（給電指令の実施等）(2)へによる出力抑制対象電力量とし，39（給電指令の実施等）(2)イ，ロ，ハまたはトによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，次の式により算定された値といたします。

発電量調整受電計画差対応補給電力量
＝ 発電量調整受電計画電力量
－ 39（給電指令の実施等）(2)ヘによる出力抑制対象電力量
－ 発電量調整受電電力量

c　ノンファーム電源であり，かつ，当社が指定する要件を有する発電設備等であって別途当社と給電指令時補給電力料金に関する契約を締結する設備に対して，39（給電指令の実施等）(2)ヘの場合の給電指令等および 39（給電指令の実施等）(2)トの場合の給電指令等により，同時に出力の抑制を実施した場合

(a) 発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が，39（給電指令の実施等）(2)ヘによる出力抑制対象電力量を下回る場合

39（給電指令の実施等）(2)ヘによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，次の式により算定された値とし，39（給電指令の実施等）(2)トによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，零といたします。

発電量調整受電計画差対応補給電力量
＝ 発電量調整受電計画電力量 － 発電量調整受電電力量

(b) 発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が，39（給電指令の実施等）(2)ヘによる出力抑制対象電力量と一致または上回る場合

39（給電指令の実施等）(2)ヘによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，39（給電指令の実施等）(2)ヘによる出力抑制対象電力量とし，39（給電指令の実施等）(2)トによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，次の式により算定された値といたします。

発電量調整受電計画差対応補給電力量
＝ 発電量調整受電計画電力量
－ 39（給電指令の実施等）(2)ヘによる出力抑制対象電力量
－ 発電量調整受電電力量

d　39（給電指令の実施等）(2)ホの場合の給電指令等および 39（給電指令の実施等）(2)ヘの場合の給電指令等により，同時に出力の抑制を実施した場合

(a) 発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が，39（給電指令の実施等）(2)ヘによる出力抑制対象電力量を下回る場合

39（給電指令の実施等）(2)ヘによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，次の式により算定された値とし，39

（給電指令の実施等）(2)ホによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，零といたします。

発電量調整受電計画差対応補給電力量
＝ 発電量調整受電計画電力量 － 発電量調整受電電力量

(b) 発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が，39（給電指令の実施等）(2)へによる出力抑制対象電力量と一致または上回る場合

39（給電指令の実施等）(2)へによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，39（給電指令の実施等）(2)へによる出力抑制対象電力量とし，39（給電指令の実施等）(2)ホによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，次の式により算定された値といたします。

発電量調整受電計画差対応補給電力量
＝ 発電量調整受電計画電力量
－ 39（給電指令の実施等）(2)へによる出力抑制対象電力量
－ 発電量調整受電電力量

e 39（給電指令の実施等）(2)イ，ロ，ハまたはトの場合の給電指令等，39（給電指令の実施等）(2)ホの場合の給電指令等および 39（給電指令の実施等）(2)への場合の給電指令等により，同時に出力の抑制を実施した場合

(a) 発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が，39（給電指令の実施等）(2)へによる出力抑制対象電力量を下回る場合

39（給電指令の実施等）(2)へによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，次の式により算定された値とし，39（給電指令の実施等）(2)イ，ロ，ハまたはトによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給および 39（給電指令の実施等）(2)ホによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，零といたします。

発電量調整受電計画差対応補給電力量
＝ 発電量調整受電計画電力量 － 発電量調整受電電力量

(b) 発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が，39（給電指令の実施等）(2)へによる出力抑制対象電力量と一致または上回り，かつ，39（給電指令の実施等）(2)へによる出力抑制対象電力量に 39（給電指令の実施等）(2)ホによる出力抑制対象電力量を加えた値を下回る場合

39（給電指令の実施等）(2)へによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給

に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，39（給電指令の実施等）(2)へによる出力抑制対象電力量とし，39（給電指令の実施等）(2)ホによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，次の式により算定された値とし，39（給電指令の実施等）(2)イ，ロ，ハまたはトによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，零といたします。

発電量調整受電計画差対応補給電力量
＝ 発電量調整受電計画電力量
－ 39（給電指令の実施等）(2)へによる出力抑制対象電力量
－ 発電量調整受電電力量

(c) 発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が，39（給電指令の実施等）(2)へによる出力抑制対象電力量に 39（給電指令の実施等）(2)ホによる出力抑制対象電力量を加えた値と一致または上回る場合

39（給電指令の実施等）(2)ホによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，39（給電指令の実施等）(2)ホによる出力抑制対象電力量とし，39（給電指令の実施等）(2)へによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，39（給電指令の実施等）(2)へによる出力抑制対象電力量とし，39（給電指令の実施等）(2)イ，ロ，ハまたはトによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，次の式により算定された値といたします。

発電量調整受電計画差対応補給電力量
＝ 発電量調整受電計画電力量
－ 39（給電指令の実施等）(2)ホによる出力抑制対象電力量
－ 39（給電指令の実施等）(2)へによる出力抑制対象電力量
－ 発電量調整受電電力量

(21) 発電量調整受電計画差対応余剰電力量

発電量調整受電計画差対応余剰電力量は，発電バランシンググループごとにイまたはロによって算定された値の合計といたします。

イ　発電量調整供給に係る発電設備等が調整電源に該当する場合で，(2)イにより計量された 30 分ごとの発電量調整受電電力量が(4)イにより通知されたその 30 分における発電量調整受電計画電力量を上回るときに，30 分ごとに，次の式により算定された値といたします。ただし，発電量調整受電計画差対応余剰電力量の算定上，調整電源の故障等が発生した場合を除き，(2)イにかかわらず，その 30 分ごとの発電量調整受電計画電力量をその 30 分ごとの発電量調整受電電力量とみなします。

発電量調整受電計画差対応余剰電力量

＝ 発電量調整受電電力量 － 発電量調整受電計画電力量

ロ　発電量調整供給に係る発電設備等が調整電源に該当しない場合で，(2)ロにより計量された 30 分ごとの発電量調整受電電力量が(4)ロにより通知されたその 30 分における発電量調整受電計画電力量を上回るときに，30 分ごとに，次の式により算定された値といたします。ただし，当社が指定する要件を有する発電設備等であって別途当社と給電指令時補給電力料金に関する契約を締結する設備に対して出力の抑制を実施し，給電指令時補給を行なった場合，39（給電指令の実施等）(2)イの場合で，原則として 30 分ごとの実需給の開始時刻の 1 時間前以降に発電量調整供給に係る発電設備等に対してＮ－1 電制を実施し，給電指令時補給を行なったとき，39（給電指令の実施等）(2)ホの場合で，発電量調整供給に係る発電設備等に対して出力の抑制を実施し，給電指令時補給を行なったときまたは 39（給電指令の実施等）(2)への場合で，ファーム電源に対して出力の抑制を実施し，給電指令時補給を行なったときは，発電量調整受電計画差対応余剰電力量の算定上，(2)ロにかかわらず，当該発電設備等の 30 分ごとの発電量調整受電計画電力量を当該受電地点における 30 分ごとの発電量調整受電電力量とみなします。この場合，当該発電設備等の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量の算定上，当該受電地点のみによる発電バランシンググループが設定されているとみなし，その発電量調整受電計画差対応補給電力量の算定は，(20)ロによるものといたします。

発電量調整受電計画差対応余剰電力量

＝ 発電量調整受電電力量 － 発電量調整受電計画電力量

(22) 接続対象計画差対応補給電力量

接続対象計画差対応補給電力量は，30 分ごとの接続対象電力量がその 30 分における接続対象計画電力量を上回る場合に，30 分ごとに，次の式により算定された値といたします。ただし，接続対象計画差対応補給電力量の算定上，調整負荷の使用に係る調整を行なった場合は，(8)にかかわらず，当該供給地点で計量された 30 分ごとの電力量に当社または当社の供給区域で事業を営む配電事業者が行なった電気の使用に係る調整にもとづきその 30 分ごとに算定された値を加えた値を，当該供給地点におけるその 30 分ごとの接続供給電力量とみなし，接続対象電力量を算定いたします。

接続対象計画差対応補給電力量 ＝ 接続対象電力量 － 接続対象計画電力量

(23) 接続対象計画差対応余剰電力量

接続対象計画差対応余剰電力量は，30 分ごとの接続対象電力量がその 30 分における接続対象計画電力量を下回る場合に，30 分ごとに，次の式により算定された値といたします。ただし，接続対象計画差対応余剰電力量の算定上，調整負荷の使用に係る調整を行なった場合は，(8)にかかわらず，当該供給地点で計量された 30 分ごとの電力量に当社または当社の供給区域で事業を

営む配電事業者が行なった電気の使用に係る調整にもとづきその 30 分ごとに算定された値を加えた値を，当該供給地点におけるその 30 分ごとの接続供給電力量とみなし，接続対象電力量を算定いたします。

接続対象計画差対応余剰電力量 ＝ 接続対象計画電力量 － 接続対象電力量

(24) 需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量

需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量は，30 分ごとの(14)の需要抑制量調整受電電力量がその 30 分における(16)の需要抑制量調整受電計画電力量を下回る場合に，需要抑制バランシンググループごとに，30 分ごとに，次の式により算定された値の合計といたします。ただし，需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量の算定上，調整負荷の使用に係る調整を行なった場合は，(14)イまたはロにかかわらず，当該需要場所に係る接続供給電力量を損失率で修正した値が，ベースラインを上回るとき，またはベースラインを下回り，かつ，ベースラインから需要抑制量調整受電計画電力量を差し引いた値を上回るときは，当該需要場所に係る需要抑制量調整受電計画電力量を当該需要場所に係る需要抑制量調整受電電力量とみなします。

需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量
＝ 需要抑制量調整受電計画電力量 － 需要抑制量調整受電電力量

ただし，需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量の算定方法として(14)ロを適用している場合で，30 分ごとの(14)の需要抑制量調整受電電力量が零となるときの上式は，次のとおりといたします。

需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量
＝ 需要抑制量調整受電計画電力量
＋ 接続供給電力量 ／ {1－損失率(32〔損失率〕に定める損失率といたします。)}
－ ベースライン

(25) 需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量

需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量は，30 分ごとの(14)の需要抑制量調整受電電力量がその 30 分における(16)の需要抑制量調整受電計画電力量を上回る場合に，需要抑制バランシンググループごとに，30 分ごとに，次の式により算定された値の合計といたします。ただし，需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量の算定上，調整負荷の使用に係る調整を行なった場合は，(14)ロにかかわらず，当該需要場所に係る接続供給電力量を損失率で修正した値が，ベースラインの値から需要抑制量調整受電計画電力量を差し引いた値を下回るときは，当該需要場所に係る需要抑制量調整受電計画電力量を当該需要場所に係る需要抑制量調整受電電力量とみなします。

需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量

＝ 需要抑制量調整受電電力量 － 需要抑制量調整受電計画電力量

(26) 定額接続送電サービスの適用を受ける場合の電力量は，別表 9（電力量の協定）を基準として，あらかじめ契約者と当社との協議によって定めます。この場合，協議により定めた値を，供給地点で計量された電力量といたします。

(27) 定額接続送電サービスの適用を受ける場合を除き，技術上，経済上やむをえない場合等特別の事情がある場合で，計量器を取り付けないときの電力量または最大需要電力等は，別表 9（電力量の協定）を基準として，あらかじめ契約者と当社との協議（分割接続供給の場合は，双方の契約者と当社との協議といたします。）によって定めます。この場合，協議により定めた値を，供給地点で計量された電力量または最大需要電力等といたします。

(28) 28（検針日）(2)または(4)の場合で，検針を行なわなかったときの電力量，最大連系電力等または最大需要電力等は，別表 9（電力量の協定）を基準として，契約者または発電契約者と当社との協議（分割接続供給の場合は，双方の契約者と当社との協議といたします。）によって定めます。この場合，協議により定めた値を，受電地点または供給地点で計量された電力量，最大連系電力等または最大需要電力等といたします。

(29) 15（供給および契約の単位）(1)において，1需要場所または1発電場所につき，複数計量をもって託送供給または発電量調整供給を行なう場合で，特別の事情があるときは，その需要場所または発電場所における 30 分ごとの電力および電力量の算定は，計量器ごとに計量された電力および電力量をそれぞれ 30 分ごとに合計することがあります。

(30) その他，電力量の算定を行なうために必要な事項については，あらかじめ契約者，発電契約者または需要抑制契約者と当社との協議によって定めます。

(31) 計量器の故障等により電力量，最大連系電力等または最大需要電力等を正しく計量できない場合には，電力量，最大連系電力等または最大需要電力等は，別表 9（電力量の協定）を基準として，契約者または発電契約者と当社との協議（分割接続供給の場合は，双方の契約者と当社との協議といたします。）によって定めます。この場合，協議により定めた値を，受電地点または供給地点で計量された電力量，最大連系電力等または最大需要電力等といたします。ただし，その 1 月の電力量の合計が計量できている場合で，30 分ごとの電力量を正しく計量できないときまたは計量情報等を伝送することができないときは，30 分ごとの電力量は，原則として，別表 9（電力量の協定）(3)を基準として定め，定めた値を，受電地点または供給地点で計量された電力量といたします。

32 損 失 率

この約款で用いる損失率は，次のとおりといたします。

低圧で供給する場合	8.5 パーセント
高圧で供給する場合	5.2 パーセント
特別高圧で供給する場合	1.9 パーセント

33　料金の算定

(1) 送電サービス料金，系統連系受電サービス料金，発電量調整受電計画差対応補給電力料金，発電量調整受電計画差対応余剰電力料金，接続対象計画差対応補給電力料金，接続対象計画差対応余剰電力料金，需要抑制量調整受電計画差対応補給電力料金，需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力料金および給電指令時補給電力料金は，次の場合を除き，料金の算定期間を「1 月」として算定いたします。

イ　接続供給，発電量調整供給もしくは需要抑制量調整供給を開始し，または接続供給契約，発電量調整供給契約，系統連系受電契約もしくは需要抑制量調整供給契約が消滅した場合

ロ　契約者が供給地点を新たに設定し，供給地点への接続供給を再開し，もしくは停止し，または供給地点を消滅させる場合

ハ　発電契約者が受電地点を新たに設定し，受電地点からの発電量調整供給を再開し，もしくは停止し，または受電地点を消滅させる場合

ニ　接続送電サービスの種別，臨時接続送電サービスの種別，予備送電サービスの種別，接続送電サービス契約電力，接続送電サービス契約電流，接続送電サービス契約容量，臨時接続送電サービス契約電流，臨時接続送電サービス契約容量，臨時接続送電サービス契約電力，予備送電サービス契約電力，ピークシフト電力，契約受電電力，同時最大受電電力等を変更したことにより，料金に変更があった場合

ホ　29（料金の算定期間）(1)イまたは(2)イの場合で，それぞれ供給側検針期間または受電側検針期間の日数がその供給側検針期間または受電側検針期間の始期に対応する検針の基準となる日の属する月の日数に対し，5 日を上回り，または下回るとき。

ヘ　29（料金の算定期間）(1)ロまたは(2)ロの場合で，それぞれ供給側計量期間または受電側計量期間の日数がその供給側計量期間または受電側計量期間の始期に対応する検針の基準となる日の属する月の日数に対し，5 日を上回り，または下回るとき。

ト　分割接続供給を開始し，または解消したとき。

(2) 当社は，(1)ロ，ハ，ニ，ホ，ヘまたはトの場合は，基本料金，定額接続送電サービスの料金，予備送電サービス料金，ピークシフト割引額および系統設備効率化割引額について，次の式により日割計算をいたします。

イ　基本料金，定額接続送電サービスの料金または予備送電サービス料金を日割りする場合

$$1\text{月の該当料金}\times\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{供給側検針期間または受電側検針期間の日数}}$$

ただし，(1)ホまたはヘに該当する場合は，

$$1\text{月の該当料金}\times\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$$

といたします。

ロ　ピークシフト割引額または系統設備効率化割引額を日割りする場合

$$1\text{月の該当割引額}\times\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{供給側検針期間または受電側検針期間の日数}}$$

ただし，(1)ホまたはヘに該当する場合は，

$$1\text{月の該当割引額} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$$

といたします。

(3) (1)ロの場合により日割計算をするときは，日割計算対象日数には契約者が供給地点を新たに設定する日および再開日を含み，停止日および消滅日を除きます。

また，(1)ニの場合により日割計算をするときは，変更後の料金は，変更のあった日から適用いたします。

(4) (1)ハの場合により日割計算をするときは，日割計算対象日数には発電契約者が受電地点を新たに設定する日および再開日を含み，停止日および消滅日を除きます。

また，(1)ニの場合により日割計算をするときは，変更後の料金は，変更のあった日から適用いたします。

(5) 契約者が供給地点を新たに設定し，もしくは供給地点を消滅させる場合，または発電契約者が受電地点を新たに設定し，もしくは受電地点を消滅させる場合の(2)イおよびロにいう供給側検針期間または受電側検針期間の日数は，次のとおりといたします。

イ　供給地点または受電地点を新たに設定した場合

供給地点または受電地点を新たに設定した日の直前のその供給地点または受電地点の属する検針区域の検針日から，その供給地点または受電地点を新たに設定した直後の検針日の前日までの日数といたします。

ロ　供給地点または受電地点を消滅させる場合

消滅日の直前の検針日から，当社が次回の検針日として契約者または発電契約者にあらかじめお知らせした日の前日までの日数といたします。

(6) 定額接続送電サービスの適用を受ける場合または 31（電力および電力量の算定）(27)の場合は，契約者が供給地点を新たに設定し，または供給地点を消滅させるときの(2)イおよびロにいう供給側検針期間の日数は，(5)に準ずるものといたします。この場合，(5)にいう検針日は，その供給地点の属する検針区域の検針日とし，当社が次回の検針日として契約者にあらかじめお知らせした日は，消滅日の直後のその供給地点の属する検針区域の検針日といたします。

(7) 29（料金の算定期間）(1)ロまたは(2)ロの場合は，(2)イおよびロにいう検針期間の日数は，計量期間の日数といたします。ただし，契約者が供給地点を新たに設定し，もしくは供給地点を消滅させる場合，または発電契約者が受電地点を新たに設定し，もしくは受電地点を消滅させる場合の(2)イおよびロにいう供給側検針期間または受電側検針期間の日数は，(5)に準ずるものといたします。この場合，(5)にいう検針日は，計量日といたします。

(8) 契約者が供給地点を新たに設定し，もしくは供給地点を消滅させる場合，または発電契約者が受電地点を新たに設定し，もしくは受電地点を消滅させる場合の(2)イおよびロにいう暦日数は，次のとおりといたします。

イ　供給地点または受電地点を新たに設定した場合

その供給地点または受電地点の属する検針区域の検針の基準となる日（その供給地点または受電地点を新たに設定した日が含まれる供給側検針期間または受電側検針期間の始期に対応するものといたします。）の属する月の日数といたします。

ロ　供給地点または受電地点を消滅させる場合

その供給地点または受電地点の属する検針区域の検針の基準となる日（消滅日の前日が含まれる供給側検針期間または受電側検針期間の始期に対応するものといたします。）の属する月の日数といたします。

(9) 高圧または特別高圧で供給する場合で，力率に変更があるときは，次により基本料金を算定いたします。

イ　力率に変更を生ずるような負荷設備の変更等がある場合は，その前後の力率にもとづいて，(2)イにより日割計算をいたします。

ロ　負荷設備の変更等がない場合で，協議によって力率を変更するときは，変更の日を含むその 1 月から変更後の力率によります。

(10) 供給地点への接続供給または受電地点における発電量調整供給の停止期間中の料金の日割計算を行なう場合は，(2)イおよびロの日割計算対象日数は，停止期間中の日数といたします。この場合，停止期間中の日数には，接続供給または発電量調整供給を停止した日を含み，接続供給または発電量調整供給を再開した日は含みません。また，停止日に接続供給または発電量調整供給を再開する場合は，その日は停止期間中の日数には含みません。

(11) 当社が分割接続供給を行なう供給地点において，それぞれの契約者に係る接続送電サービス料金の合計と，1 供給地点につき，1 接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービス料金との間に差が生ずるときは，次のとおり接続送電サービス料金の調整を行ないます。

イ　15（供給および契約の単位）(2)イにより当社が分割接続供給を行なう場合

(ｲ) それぞれの契約者に係る接続送電サービス料金の合計額が，1 供給地点につき，1 接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービス料金を上回る場合は，その差額を非需要追随供給者に係る接続送電サービス料金から差し引きます。

(ﾛ) それぞれの契約者に係る接続送電サービス料金の合計額が，1 供給地点につき，1 接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービス料金を下回る場合は，その差額を非需要追随供給者に係る接続送電サービス料金に加算いたします。

ロ　15（供給および契約の単位）(2)ロにより当社が分割接続供給を行なう場合

(ｲ) それぞれの契約者に係る接続送電サービス料金の合計額が，1 供給地点につき，1 接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービス料金を上回る場合は，その差額をあらかじめ定めた契約者に係る接続送電サービス料金から差し引きます。

(ﾛ) それぞれの契約者に係る接続送電サービス料金の合計額が，1 供給地点につき，1 接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービス料金を下回る場合は，その差額をあらかじめ定めた契約者に係る接続送電サービス料金に加算いたします。

(12) 当社が分割接続供給を行なう供給地点において，それぞれの契約者に係る臨時接続送電サービス料金の合計と，1 供給地点につき，1 臨時接続送電サービスを適用した場合の臨時接続送電サービス料金との間に差が生ずるときは，(11)に準じて臨時接続送電サービス料金の調整を行ないます。

(13) 当社が分割接続供給を行なう供給地点において，予備送電サービスをあわせて適用し，それぞれの契約者に係る予備送電サービス料金の合計と，1 供給地点につき，1 予備送電サービスを適用

した場合の予備送電サービス料金との間に差が生ずるときは，(11)に準じて予備送電サービス料金の調整を行ないます。

34　支払義務の発生および支払期日

(1) 日程等別料金の支払義務は，18（料金）(1)ロに定める供給側料金算定日に発生いたします。

(2) 系統連系受電サービス料金の支払義務は，18（料金）(3)ロに定める受電側料金算定日に発生いたします。

(3) 発電量調整受電計画差対応補給電力料金，発電量調整受電計画差対応余剰電力料金，接続対象計画差対応補給電力料金，接続対象計画差対応余剰電力料金，需要抑制量調整受電計画差対応補給電力料金，需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力料金および給電指令時補給電力料金の支払義務は，特別の事情がある場合を除き，料金の算定期間の翌々月の第5営業日（営業日は当社が定めます。）に発生いたします。ただし，28（検針日）(5)の場合で，料金の算定期間の翌々月の第5営業日以降に実際に検針を行なった場合，31（電力および電力量の算定）(31)の場合で，料金の算定期間の翌々月の第5営業日以降に電力量を協議によって定めた場合は，その日といたします。

(4) (1)の日程等別料金，(2)の系統連系受電サービス料金または(3)の料金のうち発電量調整受電計画差対応補給電力料金，接続対象計画差対応補給電力料金，需要抑制量調整受電計画差対応補給電力料金もしくは給電指令時補給電力料金は，次の場合を除き，支払義務発生日の翌日から起算して30日目の日（以下「支払期日」といいます。）までに支払っていただきます。ただし，支払義務発生日の翌日から起算して30日目の日が金融機関の休業日の場合の支払期日は翌営業日といたします。

イ　55（解約等）(1)により解約となった場合

ロ　契約者，発電契約者，発電者または需要抑制契約者が振り出しもしくは引き受けた手形または振り出した小切手について銀行取引停止処分を受ける等支払停止状態に陥った場合

ハ　契約者，発電契約者，発電者または需要抑制契約者が破産手続き開始，再生手続き開始，更生手続き開始，特別清算開始もしくはこれらに類する法的手続きの申立てを受けまたは自ら申立てを行なった場合

ニ　契約者，発電契約者，発電者または需要抑制契約者が強制執行または担保権の実行としての競売の申立てを受けた場合

ホ　契約者，発電契約者，発電者または需要抑制契約者が公租公課の滞納処分を受けた場合

ヘ　その他の理由で契約者，発電契約者，発電者または需要抑制契約者に明らかに料金の支払いの延滞が生じるおそれがあると当社が認め，その旨を当社が契約者，発電契約者，発電者または需要抑制契約者に通知した場合

(5) 契約者，発電契約者，発電者または需要抑制契約者が(4)イからヘまでのいずれかに該当する場合の支払期日は，次のとおり取り扱います。

イ　契約者，発電契約者，発電者または需要抑制契約者が(4)イからヘまでのいずれかに該当することとなった日までに支払義務が発生した料金で，かつ，支払いがなされていない料金（支払期日を超過していない料金に限ります。）については，契約者，発電契約者，発電者または需要抑制契約者が(4)イからヘまでのいずれかに該当することとなった日を支払期日といたします。

ただし，契約者，発電契約者，発電者または需要抑制契約者が(4)イからへまでのいずれかに該当することとなった日が支払義務発生日から7日を経過していない場合には，支払義務発生日の翌日から起算して7日目を支払期日といたします。

ロ　契約者，発電契約者，発電者または需要抑制契約者が(4)イからへまでのいずれかに該当することとなった日の翌日以降に支払義務が発生する料金については，支払義務発生日の翌日から起算して7日目を支払期日といたします。

なお，(4)イからホまでのいずれかに該当する場合であっても，一定期間の支払いが遅滞なく行なわれる等，料金の支払状況から支払いの延滞が生じるおそれがないと当社が認めるときは，支払義務発生日の翌日から起算して 30 日目を支払期日とすることがあります。この場合，当社はその旨を契約者，発電契約者，発電者または需要抑制契約者に通知いたします。ただし，この通知をした後，料金の支払いの延滞が生じるおそれがあると当社が認める場合は，支払義務発生日の翌日から起算して7日目を支払期日とすることがあります。この場合も当社はその旨を契約者，発電契約者，発電者または需要抑制契約者に通知いたします。

(6) 当社は，(3)の料金のうち発電量調整受電計画差対応余剰電力料金，接続対象計画差対応余剰電力料金または需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力料金を，支払期日までにお支払いいたします。ただし，支払義務発生日の翌日から起算して 30 日目の日が金融機関の休業日の場合の支払期日は翌営業日といたします。

35　料金その他の支払方法

(1) 契約者の料金その他の支払方法は，次によります。

イ　契約者の料金および工事費負担金その他については，そのつど，当社が指定した金融機関を通じて払い込み等により契約者から支払っていただきます。

なお，支払いにともなう費用は，原則として，契約者の負担といたします。

ロ　イの当社が指定した金融機関を通じた払い込みによる支払いは，契約者がその金融機関に払い込まれたときになされたものといたします。

ハ　料金が支払期日までに支払われない場合には，支払期日の翌日から起算して支払いの日に至るまで，料金から消費税等相当額を差し引いた金額に対して，年 10 パーセント（閏年の日を含む期間についても，365 日当たりの割合といたします。）の延滞利息を契約者から申し受けます。

なお，消費税等相当額の単位は，1円とし，その端数は，切り捨てます。

また，延滞利息は，原則として，契約者が延滞利息の算定の対象となる料金を支払われた直後に支払義務が発生する料金とあわせて契約者から支払っていただきます。

ニ　契約者の料金は，支払義務の発生した順序で支払っていただきます。

(2) 発電契約者の料金その他の支払方法は，次によります。

イ　発電契約者の料金については毎月，工事費負担金その他についてはそのつど，当社が指定した金融機関を通じて払い込み等により発電契約者から支払っていただきます。

なお，支払いにともなう費用は，原則として，発電契約者の負担といたします。

ロ　イの当社が指定した金融機関を通じた払い込みによる支払いは，発電契約者がその金融機関に払い込まれたときになされたものといたします。

ハ　料金が支払期日までに支払われない場合には，支払期日の翌日から起算して支払いの日に至るまで，料金から消費税等相当額を差し引いた金額に対して，年 10 パーセント（閏年の日を含む期間についても，365 日当たりの割合といたします。）の延滞利息を発電契約者から申し受けます。

なお，消費税等相当額の単位は，1 円とし，その端数は，切り捨てます。

また，延滞利息は，原則として，発電契約者が延滞利息の算定の対象となる料金を支払われた直後に支払義務が発生する料金とあわせて発電契約者から支払っていただきます。

ニ　発電契約者の料金は，支払義務の発生した順序で支払っていただきます。

(3) 発電者の料金その他の支払方法は，次によります。

イ　発電者の料金については，ロによって支払われる場合を除き，そのつど，発電者から発電契約者に支払っていただきます。支払われた料金についてはそのつど，当社が指定した金融機関を通じて払い込み等により発電契約者から当社へ引き渡していただきます。

なお，引き渡しにともなう費用は，原則として，発電契約者の負担といたします。

ロ　次の場合には，発電者の料金について，当社が指定した金融機関を通じて払い込み等により発電者から支払っていただきます。

なお，支払いにともなう費用は，原則として，発電者の負担といたします。

(ｲ) 発電者が料金を支払期日までに発電契約者に支払われない場合

(ﾛ) 発電者の料金が発電契約者と発電者との間の電力受給に関する契約に係る料金を上回る場合で，発電契約者と発電者および発電契約者と当社のそれぞれにおいて合意がなされたとき。

(ﾊ) その他当社が必要と認めた場合

ハ　発電者の料金について，支払いは，次のときになされたものといたします。

(ｲ) イの場合，発電者から発電契約者に支払われたとき。

(ﾛ) ロの当社が指定した金融機関を通じた払い込みによる場合，発電者がその金融機関に払い込まれたとき。

ニ　料金が支払期日までに支払われない場合には，支払期日の翌日から起算して支払いの日に至るまで，料金から消費税等相当額を差し引いた金額に対して，年 10 パーセント（閏年の日を含む期間についても，365 日当たりの割合といたします。）の延滞利息を発電者から申し受けます。

なお，消費税等相当額の単位は，1 円とし，その端数は，切り捨てます。

また，延滞利息は，原則として，発電者が延滞利息の算定の対象となる料金を支払われた直後に支払義務が発生する料金とあわせて発電者から支払っていただきます。

ホ　発電者の料金は，原則として，支払義務の発生した順序で支払っていただきます。

ヘ　この約款によって支払いを要することとなった発電者の料金，延滞利息および契約超過金以外の債務（保証金，違約金その他この約款から生ずる金銭債務をいいます。）についてはそのつど，当社が指定した金融機関を通じて払い込み等により発電者から支払っていただきます。

なお，支払いにともなう費用は，原則として，発電者の負担といたします。

(4) 需要抑制契約者の料金その他の支払方法は，次によります。

イ　需要抑制契約者の料金については毎月，当社が指定した金融機関を通じて払い込み等により需要抑制契約者から支払っていただきます。

なお，支払いにともなう費用は，原則として，需要抑制契約者の負担といたします。

ロ　イの当社が指定した金融機関を通じた払い込みによる支払いは，需要抑制契約者がその金融機関に払い込まれたときになされたものといたします。

ハ　料金が支払期日までに支払われない場合には，支払期日の翌日から起算して支払いの日に至るまで，料金から消費税等相当額を差し引いた金額に対して，年 10 パーセント（閏年の日を含む期間についても，365 日当たりの割合といたします。）の延滞利息を需要抑制契約者から申し受けます。

なお，消費税等相当額の単位は，1 円とし，その端数は，切り捨てます。

また，延滞利息は，原則として，需要抑制契約者が延滞利息の算定の対象となる料金を支払われた直後に支払義務が発生する料金とあわせて需要抑制契約者から支払っていただきます。

ニ　需要抑制契約者の料金は，支払義務の発生した順序で支払っていただきます。

(5) 当社の料金の支払方法は，次によります。

イ　当社の料金については毎月，契約者，発電契約者または需要抑制契約者が指定する金融機関の銀行口座に払い込みによってお支払いいたします。

なお，支払いにともなう費用は，当社で負担いたします。

ロ　料金の支払いは，当社がその金融機関に払い込みしたときになされたものといたします。

ハ　当社が料金を支払期日までに支払わない場合，当社は，支払期日の翌日から起算して支払いの日に至るまで，料金から消費税等相当額を差し引いた金額に対して，年 10 パーセント（閏年の日を含む期間についても，365 日当たりの割合といたします。）の延滞利息を契約者，発電契約者または需要抑制契約者にお支払いいたします。

なお，消費税等相当額の単位は，1 円とし，その端数は，切り捨てます。

また，延滞利息は，原則として，当社が延滞利息の算定の対象となる料金をお支払いした直後に支払義務が発生する料金とあわせてお支払いいたします。

36 保　証　金

(1) 契約者の場合は，次によります。

イ　当社は，次のいずれかに該当する場合で，必要と認められるときは，契約者から，接続供給の開始もしくは再開に先だって，または供給継続の条件として，それぞれ予想月額料金の 3 月分に相当する金額をこえない範囲で保証金を預けていただきます。

(ｲ) 料金の支払いの延滞があった場合

(ﾛ) 30分ごとの接続対象電力量に対する接続対象計画電力量の割合が急激に低下したこと等によって，31（電力および電力量の算定）(22)によって算定された値が著しく大きい場合または31（電力および電力量の算定）(22)によって算定される値が著しく大きくなることが想定される場合で，接続対象計画電力量が接続対象電力量に比べて著しく不適当と認められ，40（適正契約の保持等）(3)によって当社が使用状態をすみやかに適正なものに修正するよう求めたにもかかわらず，その求めに応じていただけないとき。

(ﾊ) 新たに接続供給を開始し，または契約電力等を増加される場合

ロ　契約者は，当社があらかじめ定め，通知した期日までに保証金を預けていただきます。

ハ　保証金の預かり期間は，2年以内といたします。

ニ　当社は，接続供給契約が消滅した場合または支払いの延滞が生じた場合には，保証金を契約者の支払額に充当することがあります。

ホ　当社は，保証金について利息を付しません。

ヘ　当社は，保証金の預かり期間満了前であっても接続供給契約が消滅した場合には，保証金をお返しいたします。ただし，ニにより支払額に充当した場合は，その残額をお返しいたします。

(2) 発電契約者の場合は，次によります。

イ　当社は，料金の支払いの延滞があった発電契約者，または新たに発電量調整供給を開始される発電契約者から，発電量調整供給の開始もしくは再開に先だって，または供給継続の条件として，予想月額料金の3月分に相当する金額をこえない範囲で保証金を預けていただくことがあります。

ロ　保証金の預かり期間は，2年以内といたします。

ハ　当社は，発電量調整供給契約が消滅した場合または支払いの延滞が生じた場合には，保証金を発電契約者の支払額に充当することがあります。

ニ　当社は，保証金について利息を付しません。

ホ　当社は，保証金の預かり期間満了前であっても発電量調整供給契約が消滅した場合には，保証金をお返しいたします。ただし，ハにより支払額に充当した場合は，その残額をお返しいたします。

(3) 発電者の場合は，次によります。

イ　当社は，料金の支払いの延滞があった発電者，新たに受電地点を設定される発電者または同時最大受電電力を増加される発電者から，系統連系受電サービスの開始もしくは再開に先だって，または系統連系受電サービス継続の条件として，予想月額料金の3月分に相当する金額をこえない範囲で保証金を預けていただくことがあります。

ロ　保証金の預かり期間は，2年以内といたします。

ハ　当社は，系統連系受電契約が消滅した場合または支払いの延滞が生じた場合には，保証金を発電者の支払額に充当することがあります。

ニ　当社は，保証金について利息を付しません。

ホ　当社は，保証金の預かり期間満了前であっても系統連系受電契約が消滅した場合には，保証金をお返しいたします。ただし，ハにより支払額に充当した場合は，その残額をお返しいたします。

(4) 需要抑制契約者の場合は，次によります。

イ　当社は，料金の支払いの延滞があった需要抑制契約者，または新たに需要抑制量調整供給を開始される需要抑制契約者から，需要抑制量調整供給の開始もしくは再開に先だって，または供給継続の条件として，予想月額料金の3月分に相当する金額をこえない範囲で保証金を預けていただくことがあります。

ロ　保証金の預かり期間は，2年以内といたします。

ハ　当社は，需要抑制量調整供給契約が消滅した場合または支払いの延滞が生じた場合には，保証金を需要抑制契約者の支払額に充当することがあります。

ニ　当社は，保証金について利息を付しません。

ホ　当社は，保証金の預かり期間満了前であっても需要抑制量調整供給契約が消滅した場合には，保証金をお返しいたします。ただし，ハにより支払額に充当した場合は，その残額をお返しいたします。

37 連 帯 責 任

1 接続供給契約において契約者が複数となる場合，接続対象計画差対応補給電力料金，給電指令時補給電力料金等に係る金銭債務および接続供給契約の履行に関する事項（接続送電サービス料金，臨時接続送電サービス料金，予備送電サービス料金，契約超過金，違約金または工事費負担金等に係る金銭債務を除きます。）については，複数の契約者全員が連帯して責任を負うものといたします。

Ⅴ 供　　給

38 託送供給等の実施

(1) 接続供給の場合

イ　電力量については，次のとおりにしていただきます。

(ｲ) 契約者は，別表 10（需要計画・調達計画・販売計画）に定める翌日計画および当日計画の需要想定値が 30 分ごとに接続対象電力量と一致するようにしていただきます。

(ﾛ) 契約者は，別表 10（需要計画・調達計画・販売計画）に定める翌日計画および当日計画の需要想定値に対する取引計画（調達計画から販売計画を差し引いたものといたします。）が 30 分ごとに別表 10（需要計画・調達計画・販売計画）に定める翌日計画および当日計画の需要想定値と一致するようにしていただきます。

ロ　契約者は，接続供給の実施に先だち，需要計画，調達計画および販売計画を当社所定の様式により電力広域的運営推進機関を通じて当社に通知していただきます。この場合，当社は，契約者が通知した需要計画，調達計画または販売計画が不適当と認められる場合には，すみやかに適正なものに修正していただきます。

ハ　15（供給および契約の単位）(2)イ(ｲ)により当社が分割接続供給を行なう場合，9（検討および契約の申込み）(4)イ(ﾇ) c の契約者は，分割接続供給の実施に先だち，通告電力量を当社所定の様式により電力広域的運営推進機関を通じて当社に通知していただきます。

なお，通知の期限はあらかじめ双方の契約者と当社との協議によって定めます。

また，当社は，契約者が通知した通告電力量が不適当と認められる場合には，すみやかに適正なものに修正していただきます。

ニ　原則として，需要計画，調達計画および販売計画の通知の期限および通知の内容は別表 10（需要計画・調達計画・販売計画）のとおりといたします。

ホ　契約者は，当社が系統運用上の必要に応じてニに定める内容以外の計画を求めた場合は，すみやかに，原則として電力広域的運営推進機関を通じて，当社に通知していただきます。

ヘ　契約者がロもしくはホで通知した計画またはハで通知した通告電力量を変更する必要が生じた場合には，すみやかに，原則として電力広域的運営推進機関を通じて，当社に通知していただきます。

ト　当社は，電気の需給状況，供給設備の状況その他によって，契約者から通知された計画の調整を行なうことがあります。

チ　当社は，系統運用上の制約その他によって，低圧で供給する場合を除き，契約者または需要者に給電指令を行なうことがあります。この場合，契約者および需要者は当社の給電指令にしたがっていただきます。

なお，当社は，39（給電指令の実施等）および 76（保安等に対する発電者および需要者の協力）(4)に定める事項その他系統運用上必要な事項について，需要者と別途申合書を作成いたします。

(2) 振替供給の場合

イ　契約者は，当社が系統運用上の必要に応じて当社が指定する計画を求めた場合は，すみやかに，

原則として電力広域的運営推進機関を通じて，当社に通知していただきます。

ロ　契約者がイで通知した計画を変更する必要が生じた場合には，すみやかに，原則として電力広域的運営推進機関を通じて，当社に通知していただきます。

ハ　当社は，系統運用上の制約その他によって，契約者に給電指令を行なうことがあります。この場合，契約者は当社の給電指令にしたがっていただきます。

(3) 発電量調整供給の場合

イ　電力量については，次のとおりにしていただきます。

(ｲ) 発電契約者は，別表 11（発電計画・調達計画・販売計画）に定める翌日計画および当日計画の発電計画と調達計画の合計値が 30 分ごとに販売計画の値と一致するようにしていただきます。

(ﾛ) 発電契約者は，発電量調整受電電力量を，30 分ごとに別表 11（発電計画・調達計画・販売計画）に定める翌日計画および当日計画の発電計画と一致するようにしていただきます。

ロ　発電契約者は，発電量調整供給の実施に先だち，発電計画，調達計画および販売計画を当社所定の様式により電力広域的運営推進機関を通じて当社に通知していただきます。この場合，当社は，発電契約者が通知した発電計画，調達計画または販売計画が不適当と認められる場合には，すみやかに適正なものに修正していただきます。

ハ　原則として，発電計画，調達計画および販売計画の通知の期限および通知の内容は別表 11（発電計画・調達計画・販売計画）のとおりといたします。

ニ　発電契約者は，当社が系統運用上の必要に応じてハに定める内容以外の計画を求めた場合は，すみやかに，原則として電力広域的運営推進機関を通じて，当社に通知していただきます。

ホ　当社は，供給設備の状況その他によって，発電契約者から通知された計画の調整を行なうことがあります。

ヘ　発電契約者は，受電地点において他の発電量調整供給等と同一計量する場合は，発電者と協議のうえ，原則として，ロの発電計画の通知にあわせて，受電地点において計量される電力量の仕訳に係る順位を電力広域的運営推進機関を通じて当社に通知していただきます。

ト　発電契約者がロもしくはニで通知した計画またはヘで通知した順位を変更する必要が生じた場合には，すみやかに，原則として電力広域的運営推進機関を通じて，当社に通知していただきます。

なお，発電契約者が希望される場合で，運用方法の基本事項等について当社が確認できるときには，あらかじめ定めた発電場所について，別表 11（発電計画・調達計画・販売計画）に定める当日計画を変更するときに限り，発電者を通じてこの変更を行なうことができます。この場合，当社は，あらかじめ発電契約者および発電者と協議のうえ必要な事項について別途申合書を作成いたします。

チ　当社は，系統運用上の制約その他によって，低圧で受電する場合を除き，発電契約者または発電者に給電指令を行なうことがあります。この場合，発電契約者および発電者は当社の給電指令にしたがっていただきます。

なお，当社は，39（給電指令の実施等）および 76（保安等に対する発電者および需要者の協力）(4)に定める事項その他系統運用上必要な事項について，発電者と別途申合書を作成いたし

ます。

(4) 需要抑制量調整供給の場合

イ　電力量については，次のとおりにしていただきます。

(ｲ) 需要抑制契約者は，別表 12（需要抑制計画・調達計画・販売計画・ベースライン）に定める翌日計画および当日計画の調達計画が 30 分ごとに販売計画の値と一致するようにしていただきます。

(ﾛ) 需要抑制契約者は，需要抑制量調整受電電力量を，30 分ごとに別表 12（需要抑制計画・調達計画・販売計画・ベースライン）に定める翌日計画および当日計画の需要抑制計画と一致するようにしていただきます。

ロ　需要抑制契約者は，需要抑制量調整供給の実施に先だち，需要抑制計画，調達計画，販売計画およびベースラインを当社所定の様式により電力広域的運営推進機関を通じて当社に通知していただきます。この場合，当社は，需要抑制契約者が通知した需要抑制計画，調達計画，販売計画およびベースラインが不適当と認められる場合には，すみやかに適正なものに修正していただきます。

ハ　原則として，需要抑制計画，調達計画，販売計画およびベースラインの通知の期限および通知の内容は別表 12(需要抑制計画・調達計画・販売計画・ベースライン)のとおりといたします。

ニ　需要抑制契約者は，当社が系統運用上の必要に応じてハに定める内容以外の計画を求めた場合は，すみやかに，原則として電力広域的運営推進機関を通じて，当社に通知していただきます。

ホ　当社は，供給設備の状況その他によって，需要抑制契約者から通知された計画の調整を行なうことがあります。

ヘ　需要抑制契約者は，需要抑制を行なう需要場所において他の需要抑制量調整供給とあわせて需要抑制を行なう場合は，需要者と協議のうえ，ロの需要抑制計画の通知にあわせて，需要抑制量調整受電電力量の仕訳に係る順位を電力広域的運営推進機関を通じて当社に通知していただきます。

ト　需要抑制契約者がロもしくはニで通知した計画またはヘで通知した順位を変更する必要が生じた場合には，すみやかに，原則として電力広域的運営推進機関を通じて，当社に通知していただきます。

39　給電指令の実施等

(1) 当社は，系統運用上の制約その他によって必要な場合には，38（託送供給等の実施）(3)ホにかかわらず，発電者に定期検査または定期補修の時期を変更していただくことがあります。

(2) 当社は，低圧で受電または供給する場合を除き，次の場合には，契約者，発電契約者，発電者または需要者に給電指令を行ない，発電者の発電もしくは放電または需要者の電気の使用を制限し，もしくは中止し，または振替供給もしくは発電量調整供給の全部もしくは一部を中止することがあります。ただし，緊急やむをえない場合は，当社は，給電指令を行なうことなく，発電者の発電もしくは放電または需要者の電気の使用を制限し，もしくは中止し，または振替供給もしくは発電量調整供給の全部もしくは一部を中止することがあります。

イ　当社が維持および運用する供給設備に故障が生じ，または故障が生ずるおそれがある場合

ロ　当社が維持および運用する供給設備の点検，修繕，変更その他の工事上やむをえない場合

ハ　系統全体の需要が大きく低下し，調整電源による対策の実施にもかかわらず，原子力発電，地熱発電または水力発電を抑制する必要が生じた場合

ニ　振替供給の場合で，当社の供給区域内の需要に対する電気の供給に支障が生じ，または支障が生ずるおそれがあるとき。

ホ　イおよびロ以外の場合で，送電設備および変電設備で構成される電力系統のうち，当社の供給区域における最上位電圧から二階級の送電設備および変電設備で構成される電力系統ならびに当社が指定した電力系統（以下「基幹系統」といいます。）における電気の潮流が系統安定度等にもとづき算定される運用可能な容量を超過し，または超過するおそれがあり，発電設備等の出力を抑制する必要が生じたとき。

ヘ　イおよびロ以外の場合で，送電設備および変電設備で構成される電力系統のうち，基幹系統および当社以外の一般送配電事業者との会社間連系点に至る供給設備以外の電力系統（以下「ローカル系統」といいます。）における電気の潮流が系統安定度等にもとづき算定される運用可能な容量を超過し，または超過するおそれがあり，発電設備等の出力を抑制する必要が生じたとき。

ト　その他電気の需給上または保安上必要がある場合

(3) 当社は，低圧で受電または供給する場合で，(2)イ，ロ，ホ，へまたはトのときには，発電者の発電もしくは放電または需要者の電気の使用を制限し，もしくは中止し，または振替供給もしくは発電量調整供給の全部もしくは一部を中止することがあります。

なお，この場合には，当社は，あらかじめその旨を広告その他によって発電者または需要者にお知らせいたします。ただし，緊急やむをえない場合は，この限りではありません。

(4) 当社は，接続供給において，受電地点を会社間連系点とする電気に係る振替供給契約にもとづく給電指令等により，原則として 30 分ごとの実需給の開始時刻の 1 時間前以降に当該振替供給等の全部または一部を中止された場合（会社間連系点等における電気の潮流が系統安定度等にもとづき算定される運用可能な容量を超過することにともなう場合に限ります。）は，供給地点における電気の供給に系統運用上の制約がある場合を除き，当該振替供給等の中止の解除までの間，これにより生じた小売電気事業，特定送配電事業または自己等への電気の供給の用に供する電気の不足電力の補給にあてるための電気を供給いたします。

(5) 当社は，発電量調整供給において，(2)イ，ロ，ホ，へまたはトの場合で，給電指令等により，原則として 30 分ごとの実需給の開始時刻の 1 時間前以降に発電者の発電もしくは放電を制限し，または中止したときは，供給地点における電気の供給に系統運用上の制約がある場合を除き，当該発電もしくは放電の制限または中止の解除までの間，これにより生じた小売電気事業，特定送配電事業または自己等への電気の供給の用に供する電気の不足電力の補給にあてるための電気を供給いたします。ただし，発電量調整供給に係る発電設備等が調整電源に該当する場合（当該発電設備等に故障等が生じたときを除きます。）は適用いたしません。

(6) 当社は，発電量調整供給において，(2)ハの場合で，給電指令等により，原則として 30 分ごとの実需給の開始時刻の 1 時間前以降に発電者の発電もしくは放電を制限し，または中止したときは，当該発電もしくは放電の制限または中止の解除までの間，これにより生じた小売電気事業，特定

送配電事業または自己等への電気の供給の用に供する電気の不足電力の補給にあてるための電気を供給いたします。ただし，発電量調整供給に係る発電設備等が調整電源に該当する場合（当該発電設備等に故障等が生じたときを除きます。）は適用いたしません。

(7) 当社は，(2)または(3)によって，発電者の発電もしくは放電または需要者の電気の使用を制限し，または中止した場合，これにともなう料金の減額は行ないません。

(8) 予備送電サービスの使用を制限し，または中止した場合，これにともなう料金の減額は行ないません。

(9) 当社は，(2)イの場合で，発電量調整供給に係る発電設備等に対してＮ－1 電制を実施したときは，これにより生じた小売電気事業，特定送配電事業または自己等への電気の供給の用に供する電気の不足電力量（以下「Ｎ－1 電制時調達不足電力量」といいます。）の調達に要した費用の実費相当額に，Ｎ－1 電制が実施された発電設備等を再度起動するために要した燃料費等の費用の実費を加えた金額から，Ｎ－1 電制が実施されなかったとしたときにその発電設備等がＮ－1 電制時調達不足電力量を発電または放電するのに要したであろう費用に相当する金額を差し引いた金額について，電力広域的運営推進機関が認める範囲においてＮ－1 電制オペレーション費用として発電契約者にお支払いいたします。

40 適正契約の保持等

(1) 当社は，契約者，発電契約者，発電者または需要抑制契約者との接続供給契約，振替供給契約，発電量調整供給契約，系統連系受電契約または需要抑制量調整供給契約が使用状態，発電・放電状態または需要抑制状態に比べて不適当と認められる場合には，その契約をすみやかに適正なものに変更していただきます。

(2) 当社は，発電量調整受電電力が契約受電電力または同時最大受電電力をこえる場合には，その契約受電電力または同時最大受電電力をすみやかに適正なものに変更していただきます。

(3) 当社は，31（電力および電力量の算定）(22)もしくは(23)によって算定された値が著しく大きい場合，31（電力および電力量の算定）(20)イもしくは(21)イによって算定された値が著しく大きい場合，31（電力および電力量の算定）(20)ロもしくは(21)ロによって算定された値が著しく大きい場合（いずれの場合も，給電指令時補給電力量として算定された値を除きます。），31（電力および電力量の算定）(24)もしくは(25)によって算定された値が著しく大きい場合または 31（電力および電力量の算定）(17)のベースラインもしくは分割接続供給における通告電力量が著しく不適当と認められる場合等，契約者との接続供給契約に比べて使用状態が不適当と認められる場合，発電契約者との発電量調整供給契約に比べて発電・放電状態が不適当と認められる場合または需要抑制契約者との需要抑制量調整供給契約に比べて需要抑制状態が不適当と認められる場合には，使用状態，発電・放電状態または需要抑制状態をすみやかに適正なものに修正していただきます。

41 契約超過金

(1) 契約者が接続送電サービス契約電力，臨時接続送電サービス契約電力または予備送電サービス契約電力をこえて電気を使用された場合には，当社の責めとなる理由による場合を除き，当社は，契約超過電力に接続送電サービスもしくは臨時接続送電サービスの該当基本料金率または予備送

電サービスの該当料金率を乗じてえた金額をその１月の力率により割引または割増ししたもの（ただし，予備送電サービス契約電力をこえて電気を使用された場合は，力率による割引または割増しをいたしません。）の 1.5 倍に相当する金額を，契約超過金として契約者から申し受けます。

なお，この場合，契約超過電力とは，その１月の最大需要電力等から接続送電サービス契約電力，臨時接続送電サービス契約電力または予備送電サービス契約電力を差し引いた値といたします。

また，当社が分割接続供給を行なう供給地点において，いずれかの契約者が接続送電サービス契約電力，臨時接続送電サービス契約電力または予備送電サービス契約電力をこえて当社のサービスを利用された場合は，それぞれの契約者に係る接続送電サービス，臨時接続送電サービスまたは予備送電サービスにおける契約超過金とあわせて，33（料金の算定）(11)，(12)または(13)にもとづき料金の調整を行なうために，1 供給地点につき，1 接続送電サービス，1 臨時接続送電サービスまたは１予備送電サービスを適用したときの契約超過金を算定し，それぞれの契約者に係る接続送電サービス，臨時接続送電サービスまたは予備送電サービスにおける契約超過金の合計と，1 供給地点につき，1 接続送電サービス，1 臨時接続送電サービスまたは 1 予備送電サービスを適用した場合における契約超過金との間に差が生ずるときは，33（料金の算定）(11)，(12)または(13)に準じて契約超過金の調整を行ないます。

(2) 発電者が同時最大受電電力をこえて発電または放電された場合には，当社の責めとなる理由による場合を除き，当社は，契約超過受電電力に系統連系受電サービスの基本料金率を乗じてえた金額の 1.5 倍に相当する金額を，契約超過金として発電者から申し受けます。

なお，この場合，契約超過受電電力は，次によって受電地点ごとに，発電バランシンググループごとに定めます。

イ　発電場所が１発電バランシンググループに属している場合

(ｲ) 同時最大受電電力が発電設備等に係る供給地点の接続送電サービス契約電力（発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は，1 接続送電サービスを適用したときのその１月の接続送電サービス契約電力といたします。）を上回る場合または発電設備等に係る供給地点において電灯定額接続送電サービスが適用されている場合

その１月の最大連系電力等から同時最大受電電力を差し引いた値といたします。

(ﾛ) 同時最大受電電力が発電設備等に係る供給地点の接続送電サービス契約電力（発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は，1 接続送電サービスを適用したときのその１月の接続送電サービス契約電力といたします。）を下回る場合

その１月の最大連系電力等から発電設備等に係る供給地点の接続送電サービス契約電力（発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は，1 接続送電サービスを適用したときのその１月の接続送電サービス契約電力といたします。）を差し引いた値といたします。ただし，差し引いた値が零を下回る場合は，契約超過金を申し受けません。

ロ　発電場所が複数の発電バランシンググループに属している場合

(ｲ) 同時最大受電電力が発電設備等に係る供給地点の接続送電サービス契約電力（発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は，1 接続送電サービスを適用したときのその１月の接続送電サービス契約電力といたします。）を上回る場合または発電設備等に係る供給地点において電灯定額接続送電サービスが適用されている場合

発電バランシンググループごとの契約超過受電電力は，その1月の最大連系電力等を契約受電電力の比であん分してえた値から同時最大受電電力を契約受電電力の比であん分してえた値を差し引いた値といたします。

(ﾛ) 同時最大受電電力が発電設備等に係る供給地点の接続送電サービス契約電力（発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は，1 接続送電サービスを適用したときのその1月の接続送電サービス契約電力といたします。）を下回る場合

発電バランシンググループごとの契約超過受電電力は，その1月の最大連系電力等を契約受電電力の比であん分してえた値から発電設備等に係る供給地点のその1月の接続送電サービス契約電力（発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は，1 接続送電サービスを適用したときのその1月の接続送電サービス契約電力といたします。）を契約受電電力の比であん分してえた値を差し引いた値といたします。ただし，差し引いた値が零を下回る場合は，契約超過金を申し受けません。

ハ　イおよびロにおいて，契約超過受電電力の算定上，次のものについても接続送電サービス契約電力1キロワットとみなします。

(ｲ) 臨時接続送電サービス契約電力（発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は，1 臨時接続送電サービスを適用したときの臨時接続送電サービス契約電力といたします。）1キロワット

(ﾛ) 接続送電サービス契約電流または臨時接続送電サービス契約電流 10 アンペア

ただし，接続送電サービス契約電流が5アンペアの場合は，0.5キロワットとみなし，15アンペアの場合は，1.5キロワットとみなします。

(ﾊ) 接続送電サービス契約容量または臨時接続送電サービス契約容量1キロボルトアンペア

(ﾆ) 電灯臨時定額接続送電サービスにおける契約負荷設備の総容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，各契約負荷設備ごとに別表 4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）1キロボルトアンペア

ただし，電灯臨時定額接続送電サービスにおける契約負荷設備の総容量の端数は，小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(ﾎ) 附則 4（揚水発電設備等が設置された需要場所に接続供給を行なう場合の特別措置）の適用を受けている場合の接続供給課金対象電力（揚水発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は，1 接続送電サービスまたは 1 臨時接続送電サービスを適用したときの接続供給課金対象電力といたします。）1キロワット

(3) 契約超過金の支払期日および支払方法については，次のとおりといたします。

イ　契約者の場合

契約電力をこえて電気を使用された月の検針日が供給側料金算定日となる日程等別料金（該当する日程等別料金がない場合は，供給側料金算定日が直後の日程等別料金といたします。）の支払期日までに，原則として，その日程等別料金とあわせて支払っていただきます。

ロ　発電者の場合

同時最大受電電力をこえて発電または放電された月の検針日が受電側料金算定日となる系統連系受電サービス料金（該当する系統連系受電サービス料金がない場合は，受電側料金算定日

が直後の系統連系受電サービス料金といたします。）の支払期日までに，原則として，その系統連系受電サービス料金とあわせて支払っていただきます。

42　力率の保持

(1) 低圧で供給する場合

イ　接続供給における供給地点ごとの力率は，原則として，電灯定額接続送電サービス，電灯標準接続送電サービス，電灯時間帯別接続送電サービス，電灯従量接続送電サービス，電灯臨時定額接続送電サービスまたは電灯臨時接続送電サービスの適用を受ける供給地点については 90 パーセント以上，その他の供給地点については 85 パーセント以上に保持していただきます。

ロ　進相用コンデンサを取り付ける場合は，それぞれの電気機器ごとに取り付けていただきます。ただし，やむをえない事情によって，2 以上の電気機器に対して一括して取り付ける場合は，進相用コンデンサの開放により，軽負荷時の力率が進み力率とならないようにしていただきます。

なお，進相用コンデンサは，別表 13（進相用コンデンサ取付容量基準）を基準として取り付けていただきます。

(2) 高圧または特別高圧で供給する場合

イ　接続供給における供給地点ごとの力率は，原則として 85 パーセント以上に保持していただきます。

なお，軽負荷時には進み力率とならないようにしていただきます。

ロ　当社は，技術上必要がある場合には，進相用コンデンサの開閉をお願いすることおよび接続する進相用コンデンサ容量を協議させていただくことがあります。

なお，この場合の当該供給地点の 1 月の力率は，必要に応じて契約者と当社との協議（分割接続供給の場合は，双方の契約者と当社との協議といたします。）によって定めます。

43　発電場所および需要場所への立入りによる業務の実施

当社は，次の業務を実施するため，発電者の承諾をえて発電者の土地もしくは建物に，または需要者の承諾をえて需要者の土地もしくは建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合（託送供給または発電量調整供給の終了後の立入りとなる場合を含みます。）には，正当な理由がない限り，立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。

なお，発電者または需要者の求めに応じ，係員は，所定の証明書を提示いたします。

(1) 受電地点に至るまでの当社の供給設備および供給地点に至るまでの当社の供給設備または計量器等発電場所内および需要場所内の当社の電気工作物の設計，施工（取付けおよび取外しを含みます。），改修または検査

(2) 76（保安等に対する発電者および需要者の協力）によって必要な発電者または需要者の電気工作物の検査等の業務

(3) 不正な電気の使用の防止等に必要な，発電者もしくは需要者の電気機器の試験，契約負荷設備，契約主開閉器もしくはその他電気工作物の確認もしくは検査または発電者もしくは需要者の電気の使用用途の確認

(4) 計量器の検針または計量値の確認

(5) 45（託送供給等の停止），53（契約の廃止）または55（解約等）により必要な処置

(6) その他この約款によって，接続供給契約，振替供給契約，発電量調整供給契約および系統連系受電契約の成立，変更もしくは終了等に必要な業務または当社の電気工作物に係る保安の確認に必要な業務

44 託送供給等にともなう協力

(1) 発電者または需要者が次の原因等により他者の電気の使用を妨害し，もしくは妨害するおそれがある場合，または当社もしくは他の電気事業者の電気工作物に支障を及ぼし，もしくは支障を及ぼすおそれがある場合（この場合の判定は，その原因となる現象が最も著しいと認められる地点で行ないます。）には，託送供給契約については契約者の，発電量調整供給契約については発電契約者の負担で，必要な調整装置または保護装置を発電場所または需要場所に施設していただくとともに，とくに必要がある場合には，託送供給契約については契約者の，発電量調整供給契約については発電契約者の負担で，当社が供給設備を変更し，または専用供給設備を施設いたします。

イ　負荷等の特性によって各相間の負荷が著しく平衡を欠く場合

ロ　負荷等の特性によって電圧または周波数が著しく変動する場合

ハ　負荷等の特性によって波形に著しいひずみを生ずる場合

ニ　著しい高周波または高調波を発生する場合

ホ　その他イ，ロ，ハまたはニに準ずる場合

(2) 発電者または需要者が発電設備等を当社の供給設備に電気的に接続して使用される場合は，(1)に準じて取り扱います。

なお，この場合の料金その他の連系条件は，別に定める発電設備系統連系サービス実施要綱によります。

45 託送供給等の停止

(1) 契約者，発電契約者，発電者または需要者が次のいずれかに該当する場合には，当社は，当該託送供給または発電量調整供給を停止することがあります。

イ　契約者，発電契約者，発電者または需要者の責めとなる理由により生じた保安上の危険のため緊急を要する場合

ロ　発電場所内または需要場所内の当社の電気工作物を故意に損傷し，または亡失して，当社に重大な損害を与えた場合

ハ　62（引込線の接続）に反して，当社の供給設備と発電者の電気設備または需要者の電気設備との接続を行なった場合

(2) 契約者，発電契約者，発電者または需要者が次のいずれかに該当し，当社が契約者，発電契約者または発電者にその旨を警告しても改めない場合には，当社は，当該託送供給または発電量調整供給を停止することがあります。

イ　契約者，発電契約者，発電者または需要者の責めとなる理由により保安上の危険がある場合

ロ　電気工作物の改変等によって不正に当社の電線路を使用，電気を使用または発電もしくは放電

された場合

ハ　契約負荷設備以外の負荷設備によって電気を使用された場合

ニ　動力標準接続送電サービス，動力時間帯別接続送電サービス，動力従量接続送電サービス，動力臨時定額接続送電サービスまたは動力臨時接続送電サービスの場合で，変圧器，発電設備等その他を介して，電灯または小型機器を使用されたとき。

ホ　43（発電場所および需要場所への立入りによる業務の実施）に反して，当社の係員の立入りによる業務の実施を正当な理由なく拒否された場合

ヘ　44（託送供給等にともなう協力）によって必要となる措置を講じられない場合

(3) 契約者，発電契約者または発電者が次のいずれかに該当し，当社が契約者，発電契約者または発電者にその改善を求めた場合で，40（適正契約の保持等）に定める適正契約への変更および適正な使用状態または発電・放電状態への修正に応じていただけないときには，当社は，当該託送供給または発電量調整供給を停止することがあります。

イ　接続送電サービス契約電力をこえて接続送電サービスを使用される場合

ロ　臨時接続送電サービス契約電力をこえて臨時接続送電サービスを使用される場合

ハ　予備送電サービス契約電力をこえて予備送電サービスを使用される場合

ニ　発電量調整受電電力が契約受電電力または同時最大受電電力をこえる場合

ホ　接続供給電力が接続送電サービス契約電力を継続して下回る場合（19〔接続送電サービス〕(3)イ(ニ)に定める電灯従量接続送電サービス，19〔接続送電サービス〕(3)イ(ト)に定める動力従量接続送電サービス，19〔接続送電サービス〕(3)ロ(ハ)に定める高圧従量接続送電サービスまたは 19〔接続送電サービス〕(3)ハ(ハ)に定める特別高圧従量接続送電サービスの適用を受ける場合に限ります。）

(4) 発電者または需要者がその他この約款に反した場合には，当社は，当該託送供給または発電量調整供給を停止することがあります。

(5) (1)から(4)によって当該託送供給または発電量調整供給を停止する場合には，当社は，当社の供給設備または発電者もしくは需要者の電気設備において，託送供給または発電量調整供給の停止のための適当な処置を行ないます。

なお，この場合には，必要に応じて発電者および需要者に協力をしていただきます。

また，停止のための適当な処置を行なう場合には，その旨を文書等により発電者または需要者にお知らせすることがあります。

46　託送供給等の停止の解除

45（託送供給等の停止）によって託送供給または発電量調整供給を停止した場合で，契約者，発電契約者，発電者または需要者がその理由となった事実を解消したときには，当社は，すみやかに当該託送供給または発電量調整供給を再開いたします。

47　託送供給等の停止期間中の料金

45（託送供給等の停止）によって接続供給または発電量調整供給を停止した場合には，その停止期間中については，まったく電気を使用しない場合またはまったく発電もしくは放電しない場合の

月額料金を 33（料金の算定）により日割計算をして，料金を算定いたします。

48 違 約 金

(1) 契約者，発電契約者，発電者または需要者が次のいずれかに該当し，そのために料金の全部または一部の支払いを免れた場合には，当社は，その免れた金額の 3 倍に相当する金額を，違約金として接続供給契約については契約者から，発電量調整供給契約については発電契約者から，系統連系受電契約については発電者から申し受けます。

イ　1（適用）に定める用途以外の用途に電気を使用された場合

ロ　45（託送供給等の停止）(2)ロ，ハまたはニの場合

(2) (1)の免れた金額は，この約款に定められた供給条件にもとづいて算定された金額と，不正な使用方法または発電・放電方法にもとづいて算定された金額との差額といたします。

(3) 不正に使用した期間または不正に発電もしくは放電した期間が確認できない場合は，6 月以内で当社が決定した期間といたします。

49 損害賠償の免責

(1) 11（託送供給等の開始）(2)によって託送供給または電力量調整供給の開始日を変更した場合，39（給電指令の実施等）によって発電者の発電もしくは放電または需要者の電気の使用を制限し，もしくは中止した場合，または発電者の発電設備等に連系する当社の供給設備の事故により発電者の発電もしくは放電を制限し，または中止した場合で，それが当社の責めとならない理由によるものであるときには，当社は，契約者，発電契約者，需要抑制契約者，発電者または需要者の受けた損害について賠償の責めを負いません。

(2) 45（託送供給等の停止）によって託送供給もしくは発電量調整供給を停止した場合または 55（解約等）によって接続供給契約，振替供給契約，発電量調整供給契約，系統連系受電契約もしくは需要抑制量調整供給契約を解約した場合には，当社は，契約者，発電契約者，需要抑制契約者，発電者または需要者の受けた損害について賠償の責めを負いません。

(3) 45（託送供給等の停止）によって停止のための適当な処置を行なう旨を文書等により発電者もしくは需要者にお知らせした場合または 55（解約等）によって契約者もしくは発電契約者が 55（解約等）(1)ロに該当する旨を文書等により発電者もしくは需要者にお知らせした場合には，当社は，契約者，発電契約者，需要抑制契約者，発電者または需要者の受けた損害について賠償の責めを負いません。

(4) 当社に故意または過失がある場合を除き，当社は，契約者，発電契約者，需要抑制契約者，発電者または需要者が漏電その他の事故により受けた損害について賠償の責めを負いません。

50 設備の賠償

契約者，発電契約者，発電者または需要者が故意または過失によって，発電場所内または需要場所内の当社の電気工作物，電気機器その他の設備を損傷し，または亡失した場合は，その設備について次の金額を託送供給契約については契約者に，発電量調整供給契約については発電契約者に賠償していただきます。

(1) 修理可能の場合

修理費

(2) 亡失または修理不可能の場合

帳簿価額と取替工費との合計額

Ⅵ　契約の変更および終了

51　契約の変更

(1) 接続供給契約，振替供給契約，発電量調整供給契約，系統連系受電契約または需要抑制量調整供給契約の内容に変更が生じる場合は，Ⅱ（契約の申込み）に定める新たに接続供給契約，振替供給契約，発電量調整供給契約，系統連系受電契約または需要抑制量調整供給契約を希望される場合に準じて接続供給契約，振替供給契約，発電量調整供給契約，系統連系受電契約または需要抑制量調整供給契約を変更するものとし，すみやかに当社に変更を申し出ていただきます。

(2) 契約電力等，契約受電電力または同時最大受電電力の減少を希望される場合の(1)による契約の変更は，次のとおりといたします。

ただし，当社の供給設備を同一条件で継続して利用または反復して利用されることが想定されるにもかかわらず，発電契約者から，発電設備等の検査，補修，休止等の理由により契約受電電力または同時最大受電電力の減少の申出がある場合は，正当な理由がない限り，契約受電電力または同時最大受電電力の減少はできないものといたします。

イ　契約者または発電契約者は，あらかじめ契約電力等，契約受電電力または同時最大受電電力の減少希望日を定めて，当社に申し出ていただきます。この場合，当社は，原則として，契約者または発電契約者が申し出た契約電力等，契約受電電力または同時最大受電電力の減少希望日に契約電力等，契約受電電力または同時最大受電電力を減少させるための適当な処置を行ないます。

ロ　契約電力等，契約受電電力または同時最大受電電力は，次の場合を除き，契約者または発電契約者が当社に申し出た減少希望日に減少いたします。

(ｲ) 当社が契約者または発電契約者からの申出を減少希望日の翌日以降に受けた場合は，申出を受けた日に契約電力等，契約受電電力または同時最大受電電力が減少したものといたします。

(ﾛ) 当社の責めとならない理由（非常変災等の場合を除きます。）により契約電力等，契約受電電力または同時最大受電電力を減少させるための処置ができない場合は，契約電力等，契約受電電力または同時最大受電電力を減少させるための処置が可能となった日に減少するものといたします。

(3) 低圧で供給する場合で，需要者が小売電気事業者の変更を希望され，契約者が接続供給契約を変更するときの(1)による接続供給契約の変更は，次のとおりといたします。

イ　需要者への電気の供給を廃止される契約者は，あらかじめ当該需要者に係る供給地点への託送供給の廃止希望日を定めて，当社に申し出ていただきます。ただし，廃止申込みがロの開始申込みより先だって行なわれた場合で，当該需要者への電気の供給を新たに開始される契約者からの当該供給地点への託送供給の開始の申込みが廃止希望日の２暦日前から起算して８営業日前の日の１暦日前（記録型計量器を取り付けている場合は廃止希望日の２暦日前から起算して１営業日前の日の１暦日前といたします。）までに行なわれなかったときには，当社は，当該廃止申込みの承諾を取り消します。

また，廃止日は，当該供給地点への電気の供給を新たに開始される契約者が当社と定めた開始日と同一の日といたします。

ロ　需要者への電気の供給を新たに開始される契約者は，あらかじめ当該需要者に係る供給地点への託送供給の開始希望日を定めて，当社に申し出ていただきます。この場合，当社は，契約者と協議のうえ開始日を定めます。ただし，開始申込みが廃止申込みより先だって行なわれた場合で，当該需要者への電気の供給を廃止される契約者からの当該供給地点への託送供給の廃止の申込みが開始希望日の2暦日前から起算して8営業日前の日の1暦日前（記録型計量器を取り付けている場合は廃止希望日の2暦日前から起算して1営業日前の日の1暦日前といたします。）までに行なわれなかったときには，当社は，当該開始申込みの承諾を取り消します。

ハ　イおよびロにおける営業日は，当社が定めるものとし，契約者にお知らせいたします。

(4) 分割接続供給の場合で，いずれかの契約者に係る接続供給契約の内容に変更が生ずるときは，あらかじめ双方の契約者で協議のうえ，すみやかに当社に変更を申し出ていただきます。

なお，分割接続供給に係る接続供給契約の開始または変更後 1 年に満たない場合，9（検討および契約の申込み）(4)イ(ヲ) a， b および d の事項の変更はできないものといたします。

(5) 需要抑制量調整供給契約の場合で，需要者が電力需給に関する契約等を締結している契約者を変更されたときは，需要抑制契約者からの申出がない場合であっても，当社は，需要者の需要場所に係る需要抑制量調整供給を終了させるための処置を行なうことがあります。

なお，この場合には，当社が当該需要場所に係る需要抑制量調整供給を終了させるための処置を行なった日に需要抑制量調整供給契約は変更され，または消滅するものといたします。

(6) 混雑緩和希望者提起による系統増強プロセス（以下「混雑緩和プロセス」といいます。）により供給設備の変更を希望される場合で，発電契約者が発電量調整供給契約を変更するときの(1)による発電量調整供給契約の変更は，次のとおりといたします。

イ　事前照会の申込み

(ｲ) 発電契約者は，混雑緩和プロセスの概要検討（以下「概要検討」といいます。）の申込みに先だち，当社所定の様式により，混雑緩和プロセスの事前照会（以下「事前照会」といいます。）の申込みをしていただきます。

(ﾛ) 当社は，原則として事前照会の申込みから 2 月以内に検討結果をお知らせいたします。

ロ　概要検討の申込み

(ｲ) 発電契約者は，混雑緩和プロセス開始の申込みに先だち，当社所定の様式により，イ(ﾛ)の検討結果をお知らせした日から 2 月以内に概要検討の申込みをしていただきます。

(ﾛ) 当社は，原則として概要検討の申込みから 3 月以内に検討結果をお知らせいたします。

(ﾊ) 当社は，1 受電地点 1 検討につき 22 万円を検討料として，概要検討の申込み時に発電契約者から申し受けます。

ハ　混雑緩和プロセス開始の申込み

発電契約者が混雑緩和プロセスを希望される場合で，電力広域的運営推進機関送配電等業務指針に定める混雑緩和プロセスに関する保証金（以下「混雑緩和プロセスに関する保証金」といい，その金額は電力広域的運営推進機関業務規程に定める方法により算定いたします。）を要するときは，混雑緩和プロセスに関する保証金をお支払いいただき，ロ(ﾛ)の検討結果をお知らせした日から 1 月以内に混雑緩和プロセス開始の申込みをしていただきます。

なお，発電契約者が追加混雑緩和希望者の募集が開始された混雑緩和プロセスへ参加を希望

される場合で，混雑緩和プロセスに関する保証金を要するときは，混雑緩和プロセスに関する保証金をお支払いいただき，募集開始日から2月以内に応募をしていただきます。

また，混雑緩和プロセスにもとづき工事費負担金補償金を定める場合は，当社と工事費負担金の補償に関する契約を締結していただきます。

52 名義の変更

合併その他の原因によって，新たな契約者，発電契約者，発電者または需要抑制契約者が，それまで託送供給または電力量調整供給を受けていた契約者，発電契約者，発電者または需要抑制契約者の当社に対する接続供給契約もしくは振替供給契約，発電量調整供給契約，系統連系受電契約または需要抑制量調整供給契約についてのすべての権利義務を受け継ぎ，引き続き託送供給または電力量調整供給を希望される場合は，名義変更の手続きによることができます。この場合には，新たな契約者，発電契約者，発電者または需要抑制契約者は，その旨を当社へ文書により申し出ていただきます。ただし，新たな契約者，発電契約者または発電者が，それまで託送供給を受けていた契約者の当社に対する自己等への電気の供給の用に供するための接続供給契約もしくは振替供給契約，発電量調整供給契約または系統連系受電契約についてのすべての権利義務を受け継ぎ，引き続き当該接続供給契約もしくは当該振替供給契約，当該発電量調整供給契約または当該系統連系受電契約を希望される場合は，8（契約の要件）(1)リに定める要件を満たすことを文書により証明できるときに限り，名義変更の手続きによることができます。

53 契約の廃止

(1) 契約者が接続供給契約もしくは振替供給契約を廃止しようとされる場合，発電契約者が発電量調整供給契約を廃止しようとされる場合，発電者が系統連系受電契約を廃止しようとされる場合または需要抑制契約者が需要抑制量調整供給契約を廃止しようとされる場合は，契約者，発電契約者，発電者または需要抑制契約者は，あらかじめその廃止期日を定めて，当社に通知していただきます。この場合，当社は，原則として，契約者または発電契約者から通知された廃止期日に，当社の供給設備または発電者もしくは需要者の電気設備において，託送供給または発電量調整供給を終了させるための適当な処置を行ないます。

なお，この場合には，必要に応じて発電者および需要者に協力をしていただきます。

(2) 当社の供給設備を継続して利用または反復して利用されることが想定されるにもかかわらず，発電契約者または発電者から，発電設備等の検査，補修，休止等の理由により発電量調整供給契約または系統連系受電契約の廃止の申出がある場合は，正当な理由がない限り，(1)にかかわらず，発電量調整供給契約または系統連系受電契約の廃止はできないものといたします。

(3) 接続供給契約，振替供給契約，発電量調整供給契約，系統連系受電契約または需要抑制量調整供給契約は，55（解約等）および次の場合を除き，契約者，発電契約者，発電者または需要抑制契約者が当社に通知された廃止期日に消滅いたします。

イ　当社が契約者，発電契約者，発電者または需要抑制契約者の廃止通知を廃止期日の翌日以降に受けた場合は，通知を受けた日に接続供給契約，振替供給契約，発電量調整供給契約，系統連系受電契約または需要抑制量調整供給契約が消滅したものといたします。

ロ　当社の責めとならない理由（非常変災等の場合を除きます。）により託送供給または発電量調整供給を終了させるための処置ができない場合は，接続供給契約，振替供給契約，発電量調整供給契約または系統連系受電契約は，託送供給または発電量調整供給を終了させるための処置が可能となった日に消滅するものといたします。

(4) 分割接続供給の場合で，いずれかの契約者に係る接続供給契約を廃止しようとするときは，あらかじめ双方の契約者で協議のうえ，(1)に準じて接続供給契約の廃止を申し出ていただきます。

なお，一方の契約者に係る接続供給契約が廃止された場合，当社は，原則として，他の一方の契約者へ当該供給地点におけるすべての電気について接続供給を行なうことといたします。この場合，当該供給地点においてすべての電気について接続供給を受ける契約者は，51（契約の変更）(1)に準じて接続供給契約を変更していただきます。

(5) 発電量調整供給契約または系統連系受電契約の場合で，発電量調整供給契約または系統連系受電契約を締結している発電場所と同一の場所である需要場所において締結している接続供給契約（発電設備等に係る供給地点の接続供給契約に限ります。）が廃止されたときは，発電契約者または発電者からの申出がない場合であっても，当社は，当該発電場所に係る発電量調整供給を終了させるための処置を行ないます。

なお，この場合には，当社が当該発電場所に係る発電量調整供給を終了させるための処置を行なった日に発電量調整供給契約および系統連系受電契約は変更され，または消滅するものといたします。

(6) 需要抑制量調整供給契約の場合で，需要者が電力需給に関する契約等を締結している契約者が契約を廃止されたときは，需要抑制契約者からの申出がない場合であっても，当社は，需要者の需要場所に係る需要抑制量調整供給を終了させるための処置を行なうことがあります。

なお，この場合には，当社が当該需要場所に係る需要抑制量調整供給を終了させるための処置を行なった日に需要抑制量調整供給契約は変更され，または消滅するものといたします。

54　供給開始後の契約の消滅または変更にともなう料金および工事費の精算

(1) 次の場合には，当社は，接続供給契約の消滅または変更の日に料金および工事費を契約者に，発電量調整供給契約の消滅または変更の日に料金および工事費を発電契約者に，それぞれ精算していただきます。

なお，この場合は，受電地点または供給地点ごとに精算するものといたします。ただし，分割接続供給の場合は，供給地点に係る接続供給契約ごとに精算するものといたします。

イ　接続供給の場合

(イ) 低圧で供給する場合

a　契約者が接続送電サービス契約電力，接続送電サービス契約電流または接続送電サービス契約容量を新たに設定し，または増加された後 1 年に満たないでこれを消滅させる場合は，それまでの期間の接続送電サービス料金について，さかのぼって，新たに設定し，または増加された接続送電サービス契約電力，接続送電サービス契約電流または接続送電サービス契約容量分につき，電灯標準接続送電サービス，電灯時間帯別接続送電サービスまたは電灯従量接続送電サービスの適用を受けていた場合は該当料金の 10 パーセントを割増しし

たものを適用し，動力標準接続送電サービス，動力時間帯別接続送電サービスまたは動力従量接続送電サービスの適用を受けていた場合は該当料金の 20 パーセントを割増ししたものを適用いたします。

また，当社は，契約者が接続送電サービス契約電力，接続送電サービス契約電流または接続送電サービス契約容量を新たに設定し，または増加されたことにともない新たに施設した供給設備について，73（臨時工事費）の臨時工事費として算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額を精算いたします。

なお，増加後に消滅させる場合には，それぞれの接続供給電力量は，接続送電サービス契約電力，接続送電サービス契約電流または接続送電サービス契約容量の増加分と残余分の比であん分したものといたします。

b　契約者が接続送電サービス契約電力，接続送電サービス契約電流または接続送電サービス契約容量を新たに設定し，または増加された後 1 年に満たないでこれを減少しようとされる場合は，それまでの期間の接続送電サービス料金について，さかのぼって，減少される接続送電サービス契約電力，接続送電サービス契約電流または接続送電サービス契約容量分につき，電灯標準接続送電サービス，電灯時間帯別接続送電サービスまたは電灯従量接続送電サービスの適用を受けていた場合は該当料金の 10 パーセントを割増ししたものを適用し，動力標準接続送電サービス，動力時間帯別接続送電サービスまたは動力従量接続送電サービスの適用を受けていた場合は該当料金の 20 パーセントを割増ししたものを適用いたします。

また，当社の供給設備のうち接続送電サービス契約電力，接続送電サービス契約電流または接続送電サービス契約容量の減少に見合う部分について，73（臨時工事費）の臨時工事費として算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額を精算いたします。

なお，この場合には，それぞれの接続供給電力量は，接続送電サービス契約電力，接続送電サービス契約電流または接続送電サービス契約容量の減少分と残余分の比であん分したものといたします。

c　当社が将来の需要等を考慮して供給設備を常置する場合は，ａおよびｂにかかわらず精算いたしません。

d　電灯定額接続送電サービスの適用を受ける場合の料金および工事費の精算は，ａ，ｂおよびｃに準ずるものといたします。

(ﾛ) 高圧または特別高圧で供給する場合

a　契約者が接続送電サービス契約電力または予備送電サービス契約電力を新たに設定し，または増加された後 1 年に満たないでこれを消滅させる場合は，それまでの期間の接続送電サービス料金または予備送電サービス料金について，さかのぼって，新たに設定し，または増加された契約電力分につき該当料金の 20 パーセントを割増ししたものを適用いたします。また，当社は，契約者が接続送電サービス契約電力または予備送電サービス契約電力を新たに設定し，または増加されたことにともない新たに施設した供給設備について，73（臨時工事費）の臨時工事費として算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額を精算いたします。

なお，増加後に消滅させる場合には，それぞれの接続供給電力量は，接続送電サービス契約電力の増加分と残余分の比であん分したものといたします。

b　契約者が接続送電サービス契約電力または予備送電サービス契約電力を新たに設定し，または増加された後1年に満たないでこれを減少しようとされる場合は，それまでの期間の接続送電サービス料金または予備送電サービス料金について，さかのぼって，減少契約電力分につき該当料金の 20 パーセントを割増ししたものを適用いたします。また，当社の供給設備のうち接続送電サービス契約電力または予備送電サービス契約電力の減少に見合う部分について，73（臨時工事費）の臨時工事費として算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額を精算いたします。

なお，この場合には，それぞれの接続供給電力量は，接続送電サービス契約電力の減少分と残余分の比であん分したものといたします。

c　分割接続供給の場合は，aおよびbにかかわらず，次のとおりといたします。

(a)　契約者が，1供給地点につき，1接続送電サービスまたは1予備送電サービスを適用した場合の接続送電サービス契約電力または予備送電サービス契約電力を新たに設定し，または増加された後1年に満たないでこれを消滅させる場合は，それまでの期間の双方の契約者に係る接続送電サービス料金または予備送電サービス料金および1供給地点につき，1接続送電サービスまたは1予備送電サービスを適用した場合の接続送電サービス料金または予備送電サービス料金について，さかのぼって，新たに設定し，または増加された契約電力分につき該当料金の 20 パーセントを割増ししたものを適用いたします。また，当社は，契約者が，1供給地点につき，1接続送電サービスまたは1予備送電サービスを適用した場合の接続送電サービス契約電力または予備送電サービス契約電力を新たに設定し，または増加されたことにともない新たに施設した供給設備について，73（臨時工事費）の臨時工事費として算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額を，双方の契約者と当社との協議によって，一方または双方の契約者と精算いたします。

なお，増加後に消滅させる場合には，それぞれの接続供給電力量は，接続送電サービス契約電力の増加分と残余分の比であん分したものといたします。

(b)　契約者が，1供給地点につき，1接続送電サービスまたは1予備送電サービスを適用した場合の接続送電サービス契約電力または予備送電サービス契約電力を新たに設定し，または増加された後1年に満たないでこれを減少しようとされる場合は，それまでの期間の双方の契約者に係る接続送電サービス料金または予備送電サービス料金および1供給地点につき，1接続送電サービスまたは1予備送電サービスを適用した場合の接続送電サービス料金または予備送電サービス料金について，さかのぼって，減少契約電力分につき該当料金の 20 パーセントを割増ししたものを適用いたします。また，当社の供給設備のうち，1供給地点につき，1接続送電サービスまたは1予備送電サービスを適用した場合の接続送電サービス契約電力または予備送電サービス契約電力の減少に見合う部分について，73（臨時工事費）の臨時工事費として算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額を，双方の契約者と当社との協議によって，一方または双方の契約者と精算いたします。

なお，この場合には，それぞれの接続供給電力量は，接続送電サービス契約電力の減少分と残余分の比であん分したものといたします。

(c) (a)または(b)で料金の精算を行なう場合で，それぞれの契約者に係る接続送電サービス料金の合計と，1 供給地点につき，1 接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービス料金との間に差が生ずるときは，33（料金の算定）(11)に準じて接続送電サービス料金の調整を行ない，それぞれの契約者に係る予備送電サービス料金の合計と，1 供給地点につき，1 予備送電サービスを適用した場合の予備送電サービス料金との間に差が生ずるときは，33（料金の算定）(13)に準じて予備送電サービス料金の調整を行ないます。

(ﾊ) 19（接続送電サービス）(2)イ(ｲ)によって接続送電サービス契約電力を定める契約者（19〔接続送電サービス〕(2)ニで需要者の発電設備の検査，補修または事故〔停電による停止等を含みます。〕により生じた不足電力の補給にあてるための電気の供給分以外の供給分について，19〔接続送電サービス〕(2)イ(ｲ)に準じて定める契約者を含みます。）が，需要場所における受電設備等を新たに設定し，または需要場所における受電設備の総容量等を増加された日以降 1 年に満たないで接続送電サービス契約電力を消滅させ，または 19（接続送電サービス）(2)イ(ｲ) c により接続送電サービス契約電力を減少しようとされる場合は，(ｲ)または(ﾛ)に準ずるものといたします。この場合，(ｲ)または(ﾛ)にいう接続送電サービス契約電力を新たに設定するとは，需要場所における受電設備等を新たに設定することとし，接続送電サービス契約電力を増加するとは，需要場所における受電設備の総容量等を増加することとし，接続送電サービス契約電力を減少するとは，19（接続送電サービス）(2)イ(ｲ) c により接続送電サービス契約電力を減少することといたします。

ロ　発電量調整供給の場合

(ｲ) 発電契約者が契約受電電力，同時最大受電電力または予備送電サービス契約電力を新たに設定し，または増加された後 1 年に満たないでこれを消滅させる場合は，新たに施設した当社の供給設備を撤去する場合の諸工費から，その撤去後の資材の残存価額を差し引いた金額を申し受けます。

(ﾛ) 発電契約者が契約受電電力，同時最大受電電力または予備送電サービス契約電力を新たに設定し，または増加された後 1 年に満たないでこれを減少しようとされる場合は，当社の供給設備のうち契約受電電力，同時最大受電電力または予備送電サービス契約電力の減少に見合う部分について，新たに施設した当社の供給設備を撤去する場合の諸工費から，その撤去後の資材の残存価額を差し引いた金額を申し受けます。

(2) 発電者または需要者が当社の供給設備を同一の使用形態で利用され，利用されてからの期間が 1 年以上になる場合には，1 年以上利用される契約電力等に見合う部分については，(1)にかかわらず精算いたしません。

なお，接続供給契約または発電量調整供給契約の消滅または変更の日以降に 1 年以上にならないことが明らかになった場合には，明らかになった日に(1)に準じて精算を行ないます。

(3) 非常変災等やむをえない理由による場合は，(1)にかかわらず精算いたしません。

55 解　約　等

(1) 当社は，次の場合には，接続供給契約，振替供給契約，発電量調整供給契約，系統連系受電契約または需要抑制量調整供給契約を解約することがあります。

なお，系統連系受電契約を解約した場合には，当該発電場所に係る発電量調整供給契約は変更され，または消滅するものといたします。

この場合には，その旨を文書により契約者，発電契約者，発電者または需要抑制契約者にお知らせいたします。

また，契約者，発電契約者，発電者または需要抑制契約者がロに該当する場合は，その旨を文書等により発電者，需要者または需要者と電力需給に関する契約等を締結している契約者にお知らせすることがあります。

イ　45（託送供給等の停止）によって託送供給または発電量調整供給を停止された契約者，発電契約者，発電者または需要者が当社の定めた期日までにその理由となった事実を解消されない場合

ロ　契約者，発電契約者，発電者または需要抑制契約者が次のいずれかに該当する場合

(ｲ) 料金を支払期日を経過してなお支払われない場合

(ﾛ) 発電契約者と当社が，発電者の料金，延滞利息および契約超過金の支払いに関する期日をあらかじめ定めた場合で，あらかじめ定めた支払いに関する期日を経過してなお引き渡されないとき。

(ﾊ) 他の接続供給契約（既に消滅しているものを含みます。），発電量調整供給契約（既に消滅しているものを含みます。），系統連系受電契約（既に消滅しているものを含みます。）または需要抑制量調整供給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を支払期日を経過してなお支払われない場合

(ﾆ) 料金以外の債務を支払われない場合

(ﾎ) 当社と締結する他の契約（既に消滅しているものを含みます。）にもとづく料金等の金銭債務を支払われない場合

ハ　契約者，発電契約者，発電者または需要抑制契約者が次のいずれかに該当し，当社が契約者，発電契約者，発電者または需要抑制契約者にその改善を求めた場合で，40（適正契約の保持等）に定める適正契約への変更および適正な使用状態，発電・放電状態または需要抑制状態への修正に応じていただけないとき。

(ｲ) 8（契約の要件）を欠くに至った場合

(ﾛ) 接続供給の場合で，頻繁に接続対象電力量と接続対象計画電力量との間に著しい差が生じるとき。

(ﾊ) 発電量調整供給の場合で，頻繁に発電量調整受電電力量と発電量調整受電計画電力量との間に著しい差が生じるとき。

(ﾆ) 需要抑制量調整供給の場合で，頻繁に需要抑制量調整受電電力量と需要抑制量調整受電計画電力量との間に著しい差が生じるとき。

(ﾎ) 需要抑制量調整供給の場合で，頻繁にベースラインが著しく不適当と認められるとき。

(ﾍ) 発電量調整受電電力が契約受電電力または同時最大受電電力をこえる場合

(ト) その他この約款に反した場合

(2) 分割接続供給の場合で，一方の契約者に係る接続供給契約が(1)によって解約されたときは，当社は，原則として，他の一方の契約者へ当該供給地点におけるすべての電気について接続供給を行なうことといたします。この場合，当該供給地点においてすべての電気について接続供給を受ける契約者は，51（契約の変更）(1)に準じて接続供給契約を変更していただきます。

(3) 需要者がその需要場所から移転され，電気を使用されていないことが明らかな場合には，契約者または需要抑制契約者からの申出がない場合であっても，当社は，当該需要場所に係る接続供給および需要抑制量調整供給を終了させるための処置を行なうことがあります。

この場合，当社が当該需要場所に係る接続供給および需要抑制量調整供給を終了させるための処置を行なった日に接続供給契約および需要抑制量調整供給契約は変更され，または消滅するものといたします。

(4) 発電者がその発電場所において，その発電場所に係る設備の保全の意思がないことまたは今後も発電もしくは放電しないことが明らかな場合には，発電契約者または発電者からの申出がない場合であっても，当社は，当該発電場所に係る発電量調整供給を終了させるための処置を行なうことがあります。

この場合，当社が当該発電場所に係る発電量調整供給を終了させるための処置を行なった日に発電量調整供給契約および系統連系受電契約は変更され，または消滅するものといたします。

(5) 発電場所が複数の発電バランシンググループに属しており，かつ，発電者の料金その他を支払期日を経過してなお支払われない場合で，系統連系受電契約を解約したときは，当該発電契約者からの申出がない場合であっても，発電量調整供給契約を変更していただくものとし，当社は，その旨を発電契約者に通知いたします。

なお，発電契約者と同一の者である発電者の場合は，当該発電契約者との発電量調整供給契約は変更され，または消滅するものといたします。

(6) 発電量調整供給契約または系統連系受電契約の場合で，発電量調整供給契約または系統連系受電契約を締結している発電場所と同一の場所である需要場所において締結している接続供給契約（発電設備等に係る供給地点の接続供給契約に限ります。また，分割接続供給の場合は，当該供給地点に係るすべての接続供給契約といたします。）が(1)によって解約されたときは，発電契約者または発電者からの申出がない場合であっても，当社は，当該発電場所に係る発電量調整供給を終了させるための処置を行ないます。

この場合，当社が当該発電場所に係る発電量調整供給を終了させるための処置を行なった日に発電量調整供給契約および系統連系受電契約は変更され，または消滅するものといたします。

56 契約消滅後の債権債務関係

接続供給契約，振替供給契約，発電量調整供給契約，系統連系受電契約または需要抑制量調整供給契約期間中の料金その他の債権債務は，接続供給契約，振替供給契約，発電量調整供給契約，系統連系受電契約または需要抑制量調整供給契約の消滅によっては消滅いたしません。

Ⅶ　受電方法および供給方法ならびに工事

57　受電地点，供給地点および施設

(1) 受 電 地 点

イ　電気の受電地点は，当社の供給設備と発電者の電気設備との接続点といたします。ただし，発電者の電気設備が当社の供給設備と電気的に接続しない場合の受電地点は，会社間連系点といたします。

ロ　受電地点は，会社間連系点を受電地点とする場合を除き，発電場所内の地点とし，当社の供給設備から最短距離にある場所を基準として発電契約者と当社との協議によって定めます。ただし，次の場合には，発電契約者と当社との協議により，発電場所以外の地点を受電地点とすることがあります。

(ｲ) 山間地，離島にある発電場所等，当社の電線路から遠隔地にあって将来においても周辺地域に他の発電設備等の設置が見込まれない発電場所から電気を受電する場合

(ﾛ) 当社の立入りが困難な発電場所から電気を受電する場合

(ﾊ) 1 建物内の 2 以上の発電場所から電気を受電する場合で各発電場所までの電気設備が当社の管理の及ばない場所を通過することとなるとき。

(ﾆ) 59（地中引込線）(4)により地中引込線によって電気を受電する場合

(ﾎ) その他特別の事情がある場合

(2) 供 給 地 点

イ　接続供給の場合

(ｲ) 供給地点は，当社の供給設備と需要者の電気設備との接続点といたします。

(ﾛ) 供給地点は，需要場所内の地点とし，当社の供給設備から最短距離にある場所を基準として契約者と当社との協議によって定めます。ただし，次の場合には，契約者と当社との協議により，需要場所以外の地点を供給地点とすることがあります。

a　山間地，離島にある需要場所等，当社の電線路から遠隔地にあって将来においても周辺地域に他の需要が見込まれない需要場所に対して電気を供給する場合

b　当社の立入りが困難な需要場所に対して電気を供給する場合

c　1 建物内の 2 以上の需要場所に電気を供給する場合で各需要場所までの電気設備が当社の管理の及ばない場所を通過することとなるとき。

d　59（地中引込線）(4)により地中引込線によって電気を供給する場合

e　その他特別の事情がある場合

ロ　振替供給の場合

供給地点は，会社間連系点といたします。

(3) 受電地点に至るまでの供給設備および供給地点に至るまでの供給設備は，当社の所有とし，工事費負担金または臨時工事費として申し受ける金額を除き，当社の負担で施設いたします。

なお，当社は，発電者または需要者（共同引込線による引込みで電気を受電または供給する複数の発電者または需要者を含みます。）のみのために発電者または需要者の土地または建物に引込線，接続装置等の供給設備を施設する場合は，その施設場所を発電者または需要者から無償で提供

していただきます。

(4) 付帯設備（(3)により発電者または需要者の土地または建物に施設される供給設備を支持し，または収納する工作物およびその供給設備の施設上必要な発電者または需要者の建物に付合する設備をいいます。）は，原則として，託送供給のために施設する場合は，契約者の負担により，契約者で施設していただき，発電量調整供給のために施設する場合は，発電契約者の負担により，発電契約者で施設していただきます。この場合には，当社が付帯設備を無償で使用できるものといたします。

(5) 特定送配電事業を営む者が維持および運用する電線路に複数の発電場所または複数の需要場所が接続する場合の受電地点または供給地点は，(1)または(2)に準じて契約者または発電契約者と当社との協議によって定めます。この場合，当該複数の発電場所または複数の需要場所につき，1 受電地点または 1 供給地点といたします。

58 架空引込線

(1) 当社の供給設備と発電者または需要者の電気設備との接続を引込線によって行なう場合には，原則として架空引込線によるものとし，発電者または需要者の建造物または補助支持物の引込線取付点までは，当社が施設いたします。

(2) 引込線取付点は，当社の供給設備の最も適当な支持物から原則として最短距離の場所であって，堅固に施設できる点を契約者または発電契約者と当社との協議によって定めます。

(3) 受電地点または供給地点から発電者または需要者の引込開閉器に至るまでの配線（以下「引込口配線」といいます。）は，託送供給のために施設する場合は，契約者の負担により，契約者で施設していただき，発電量調整供給のために施設する場合は，発電契約者の負担により，発電契約者で施設していただきます。

(4) 引込線を取り付けるため発電場所内または需要場所内に設置する引込小柱等の補助支持物は，託送供給のために施設する場合は，契約者の負担により，契約者で施設していただき，発電量調整供給のために施設する場合は，発電契約者の負担により，発電契約者で施設していただきます。この場合には，当社が補助支持物を無償で使用できるものといたします。

(5) 当社は，原則として発電者または需要者の承諾をえて，次により，発電者または需要者の引込小柱等の補助支持物を使用して他の発電者から電気を受電または他の需要者へ電気を供給することがあります。

イ　当社は，発電者または需要者の補助支持物を使用して，他の発電者または他の需要者への引込線を施設いたします。この場合，その補助支持物から最短距離の場所にある発電者または需要者の建造物または補助支持物の取付点に至るまでの引込口配線は引込線とし，その引込線および補助支持物の管理（材料費の負担を含みます。）は当社が行ないます。また，受電地点または供給地点は，発電者または需要者へ引き込むための引込線の終端に変更いたします。

ロ　イにより当社が管理を行なう引込線または補助支持物を改修し，または撤去する場合は，当社が工事を行なうものとし，この場合に生ずる撤去材料は，原則として，発電者または需要者にお返しいたします。また，これにともない新たに施設される場合の引込線または補助支持物は，当社の所有とし，当社の負担で施設いたします。

59　地中引込線

(1) 架空引込線を施設することが法令上認められない場合または技術上，経済上もしくは地域的な事情により不適当と認められる場合で，当社の供給設備と発電者または需要者の電気設備との接続を地中引込線によって行なうときには，次のイまたはロの最も当社の供給設備に近い接続点までを当社が施設いたします。

イ　発電者が発電場所内に施設する開閉器，断路器もしくは接続装置の接続点または需要者が需要場所内に施設する開閉器，断路器もしくは接続装置の接続点

ロ　当社が施設する計量器（付属装置を含みます。）または接続装置の接続点

なお，当社は，発電者または需要者の土地または建物に接続装置等を施設することがあります。

(2) (1)により当社の供給設備と接続する電気設備の施設場所は，当社の供給設備の最も適当な支持物または分岐点から最短距離にあり，原則として，地中引込線の施設上とくに多額の費用を要する等特別の工事を必要とせず，かつ，安全に施設できる次のいずれにも該当する場所とし，契約者または発電契約者と当社との協議によって定めます。

なお，これ以外の場合には，発電場所内または需要場所内の地中引込線は，託送供給のために施設する場合は，契約者の負担により，契約者で施設していただき，発電量調整供給のために施設する場合は，発電契約者の負担により，発電契約者で施設していただきます。

イ　発電者または需要者の構内における地中引込線のこう長が 50 メートル程度以内の場所

ロ　建物の 3 階以下にある場所

ハ　その他地中引込線の施設上特殊な工法，材料等を必要としない場所

(3) 地中引込線の施設上必要な付帯設備は，原則として，託送供給のために施設する場合は，契約者の負担により，契約者で施設していただき，発電量調整供給のために施設する場合は，発電契約者の負担により，発電契約者で施設していただきます。この場合には，当社が付帯設備を無償で使用できるものといたします。

なお，この場合の付帯設備は，次のものをいいます。

イ　鉄管，暗きょ等発電者または需要者の土地または建物の壁面等に引込線をおさめるために施設される工作物（π引込みの場合のケーブルの引込みおよび引出しのために施設されるものを含みます。）

ロ　発電者または需要者の土地または建物に施設される基礎ブロック（接続装置を固定するためのものをいいます。）およびハンドホール

ハ　その他イまたはロに準ずる設備

(4) 接続を架空引込線によって行なうことができる場合で，契約者または発電契約者の希望によりとくに地中引込線によって行なうときには，地中引込線は，原則として，託送供給のために施設する場合は，契約者の負担により，契約者で施設していただき，発電量調整供給のために施設する場合は，発電契約者の負担により，発電契約者で施設していただきます。ただし，当社が，保安上または保守上適当と認めた場合は，(1)に準じて接続を行ないます。この場合，当社は，67（受電地点への供給設備の工事費負担金）(2)，(4)または 70（供給地点への供給設備の工事費負担金）(2)の工事費負担金を契約者または発電契約者から申し受けます。

60　連接引込線等

(1) 当社は，建物の密集場所等特別の事情がある場所では，連接引込線（1 発電場所または 1 需要場所の引込線から分岐して支持物を経ないで他の発電場所の受電地点または他の需要場所の供給地点に至る引込線をいいます。）または共同引込線によって当社の供給設備と発電者または需要者の電気設備との接続をすることがあります。この場合，当社は，分岐装置を発電者または需要者の土地または建物に施設することがあります。

なお，発電者または需要者の電気設備との接続点までは，当社が施設いたします。

(2) 当社は，原則として発電者または需要者の承諾をえて，次により，発電者または需要者の引込口配線を使用して他の発電者から電気を受電または他の需要者へ電気を供給することがあります。

イ　当社は，発電者または需要者の引込口配線から分岐して，他の発電者または他の需要者への連接引込線を施設いたします。この場合，その引込口配線の終端までは共同引込線とし，その管理（材料費の負担を含みます。）は当社が行ないます。また，受電地点または供給地点は，当社が管理を行なう共同引込線の終端に変更いたします。

ロ　イにより当社が管理を行なう共同引込線を改修し，または撤去する場合は，当社が工事を行なうものとし，この場合に生ずる撤去材料は，原則として，発電者または需要者にお返しいたします。また，これにともない新たに施設される共同引込線は，当社の所有とし，当社の負担で施設いたします。

61　中高層集合住宅等における受電方法および供給方法

中高層集合住宅等の場合で，1 建物内の 2 以上の発電場所または需要場所において電気を受電または供給するときには，当社は，原則として共同引込線による 1 引込みで電気を受電または供給いたします。

なお，技術上その他やむをえない場合は，当社は，発電者または需要者の土地または建物に変圧器等の供給設備を施設し，電気を受電または供給いたします。この場合，変圧器の 2 次側接続点までは，当社が施設いたします。

62　引込線の接続

当社の供給設備と発電者または需要者の電気設備との接続は，当社が行ないます。

なお，次の場合には，当社は，実費相当額を契約者または発電契約者から申し受けます。

(1) 契約者または発電契約者の希望によって引込線の位置変更工事を行なう場合

(2) 契約者または発電契約者の希望によって当社の電線路または引込線と発電者または需要者の電気設備との切離しまたは再接続工事を行なう場合

63　計量器等の取付け

(1) 料金の算定上必要な計量器，その付属装置（計量器箱，変成器，変成器の 2 次配線および計量情報等を伝送するための通信装置等をいいます。）および区分装置（力率測定時間を区分する装置等をいいます。）については，以下のとおりといたします。ただし，記録型計量器に記録された電力量計の値等を伝送するために当社が発電者または需要者の電気工作物を使用する場合の当該

電気工作物は計量器の付属装置とはいたしません。

イ　接続供給電力量の計量に必要な計量器，その付属装置および区分装置は，原則として，接続送電サービス契約電力等に応じて当社が選定し，かつ，当社の所有とし，当社の負担で取り付けます。ただし，契約者の希望によって計量器の付属装置を施設する場合または変成器の 2 次配線等でとくに多額の費用を要する場合については，契約者の負担により，契約者で取り付けていただくことがあります。

ロ　発電量調整受電電力量の計量に必要な計量器，その付属装置および区分装置は，原則として，契約受電電力に応じて当社が選定し，かつ，当社の所有とし，当社で取り付けます。この場合，当社は 68（受電用計量器等の工事費負担金）の工事費負担金を発電契約者から申し受けます。

(2) 計量器，その付属装置および区分装置の取付位置は，適正な計量ができ，かつ，検査ならびに取付けおよび取外し工事が容易な場所（低圧で受電または供給する場合，原則として屋外といたします。）とし，契約者または発電契約者と当社との協議によって定めます。

また，集合住宅等の場合で，契約者または発電契約者の希望によって計量器，その付属装置および区分装置を建物内に取り付けたときには，契約者または発電契約者と当社との協議により，あらかじめ解錠のための鍵等を提出していただくことがあります。

(3) 計量器，その付属装置および区分装置の取付場所は，発電者または需要者から無償で提供していただきます。また，(1)により契約者または発電契約者が施設するものについては，当社が無償で使用できるものといたします。

(4) 当社は，記録型計量器に記録された電力量計の値等を伝送するために発電者または需要者の電気工作物を使用することがあります。この場合には，当社が無償で使用できるものといたします。

(5) 契約者または発電契約者の希望によって計量器，その付属装置および区分装置の取付位置を変更し，またはこれに準ずる工事をする場合には，当社は，実費相当額を契約者または発電契約者から申し受けます。

(6) 法令により発電量調整受電電力量の計量に必要な計量器およびその付属装置を取り替える場合には，当社は，低圧で受電するときを除き，実費を発電契約者から申し受けます。

64　通信設備等の施設

(1) 給電指令上必要な通信設備等は，当社の所有とし，工事費負担金として申し受ける金額を除き，当社の負担で施設いたします。

(2) 通信設備等の施設場所は，施設工事，検査および保守点検作業が容易な場所とし，契約者または発電契約者と当社との協議によって定めます。

なお，通信設備等の施設場所については，発電者または需要者から無償で提供していただきます。

(3) 契約者または発電契約者の希望によって，通信設備等の施設場所を変更し，またはこれに準ずる工事をする場合には，当社は，実費相当額を契約者または発電契約者から申し受けます。

(4) 系統連系技術要件に定めるＮ－1 電制の実施に必要な装置は，発電契約者で施設していただきます。

なお，施設等に要した費用の実費について，当社から発電契約者にお支払いいたします。

65　専用供給設備

(1) 当社は，次の場合には，契約者または発電契約者の専用設備として供給設備を施設いたします。この場合，受電地点への供給設備については 67（受電地点への供給設備の工事費負担金）(2)または(4)の工事費負担金を，供給地点への供給設備については 70（供給地点への供給設備の工事費負担金）(2)の工事費負担金を申し受けます。

イ　契約者または発電契約者がとくに希望され，かつ，当社の供給区域内の需要に対する電気の供給および他の発電者からの受電に支障がないと認められる場合

ロ　44（託送供給等にともなう協力）の場合

ハ　発電者もしくは需要者の施設の保安上の理由，または発電場所，需要場所およびその他周囲の状況から将来においても他に当該供給設備の使用が見込まれない等の事情により，特定の契約者または発電契約者のみが使用されることになる供給設備を専用供給設備として施設することが適当と認められる場合

(2) (1)の専用設備は，受電地点から受電地点に最も近い変電所（受電地点に最も近い変電所が専ら受電のために施設される変電所である場合は，当該変電所から最も近い変電所といたします。）までの電線路または供給地点から供給地点に最も近い変電所までの電線路（配電盤，継電器およびその変電所の受電電圧もしくは供給電圧と同位電圧の母線側断路器またはこれに相当する接続点までを含みます。）に限ります。ただし，特別の事情がある場合は，受電電圧または供給電圧と同位の電線路およびこれに接続する変圧器（1 次電圧側線路開閉器を含みます。）とすることがあります。

(3) (2)において，開閉所および蓄電所は，変電所とみなします。

(4) (1)および(2)において，受電地点とは会社間連系点以外の受電地点をいい，供給地点とは会社間連系点以外の供給地点をいいます。

(5) 当社は，供給設備を 2 以上の契約者または発電契約者が共用する専用供給設備とすることがあります。ただし，(1)イの場合は，次に該当する場合で，いずれの契約者または発電契約者にも承諾をいただいたときに限ります。

イ　2 以上の契約者または発電契約者が同時に申込みをされる場合で，いずれの契約者または発電契約者も，当社が専用供給設備から電気を受電することまたは供給することを希望されるとき。

ロ　契約者または発電契約者が，当社が既に施設されている専用供給設備から電気を受電することまたは供給することを希望される場合

66　電流制限器等の取付け

(1) 需要場所の電流制限器等は，当社の所有とし，当社の負担で取り付けます。

(2) 電流制限器等の取付位置は原則として屋内とし，その取付場所は需要者から無償で提供していただきます。

(3) 契約者の希望によって電流制限器等の取付位置を変更し，またはこれに準ずる工事をする場合には，当社は，実費相当額を契約者から申し受けます。

Ⅷ　工事費の負担

67　受電地点への供給設備の工事費負担金

(1) 受電側接続設備の工事費負担金

イ　発電契約者が新たに発電量調整供給を開始し，または契約受電電力を増加される場合で，これにともない新たに受電側接続設備（専用供給設備および予備供給設備を除きます。）を施設するときには，当社は，別表 14（標準設計）に定める設計（以下「標準設計」といいます。）で施設する場合の工事費（以下「標準設計工事費」といいます。）を工事費負担金として発電契約者から申し受けます。

ロ　Ⅷ（工事費の負担）の各項において，受電側接続設備とは，当社が高圧または特別高圧で受電する場合において，受電地点からの受電の用に供することを主たる目的とする供給設備であって，変電所（専ら当該受電地点への事故波及の防止等を目的として施設される変電所を除きます。）の引出口に施設される断路器の受電地点側接続点（基幹送電設備から受電側接続設備を分岐する場合は，基幹送電設備の接続点といたします。）から他の変電所（専ら当該受電地点への事故波及の防止等を目的として施設される変電所を除きます。）を経ないで受電地点に至る電線および引込線等をいいます。また，Ⅷ(工事費の負担)の各項において，受電地点とは会社間連系点以外の受電地点をいい，開閉所および蓄電所は，変電所とみなします。

(2) 受電地点への特別供給設備の工事費負担金

イ　発電契約者が新たに発電量調整供給を開始し，または契約受電電力を増加される場合で，これにともない当社が新たに受電地点への特別の供給設備を施設するときには，当社は，次の金額を工事費負担金として発電契約者から申し受けます。

(ｲ) 発電契約者の希望によって標準設計をこえる設計で当社が受電地点への供給設備を施設する場合は，標準設計工事費をこえる金額

なお，標準設計をこえる設計で受電地点への供給設備を施設する場合とは，次のいずれかに該当する場合をいいます。

a　受電に必要な標準設計をこえる電線，支持物等を施設する場合

b　架空受電側接続設備で受電できるにもかかわらず，地中受電側接続設備を施設する場合

c　標準設計による受電側接続設備以外の受電側接続設備により受電する場合

d　その他受電に必要な標準設計をこえる設計で供給設備を施設する場合

また，この場合も，(1)の工事費負担金を申し受けます。

(ﾛ) 65（専用供給設備）によって専用供給設備を施設する場合は，その工事費の全額

なお，この場合には，工事費負担金の対象となる供給設備は，65（専用供給設備）(2)によるものといたします。

(ﾊ) 受電地点からの受電の用に供することを主たる目的とする供給設備であって，受電側接続設備以外の供給設備（高圧および特別高圧の供給設備に限ります。また，専用供給設備を除きます。）を施設する場合は，ａおよびｂの金額

a　当該供給設備の工事費のうち，発電等設備の設置に伴う電力系統の増強及び事業者の費用負担等の在り方に関する指針にもとづき算定した金額

ただし，託送供給等約款（2015 年 12 月 18 日付け 20150731 資第 41 号認可。）65（受電地点への供給設備の工事費負担金）(2)イ(ハ)a ただし書の適用を受ける場合は，ただし書により算定した金額といたします。

b　発電設備等からの出力により，当社配電用変電所バンクにおいて逆潮流が生じるおそれのある場合で，これに係る措置として当社が新たに供給設備を施設するときには，a にかかわらず，次の金額

新増加契約受電電力 1 キロワットにつき	3,850 円 00 銭

ロ　受電地点において 21（予備送電サービス）を利用される場合で，これにともない当社が新たに予備供給設備を施設するときには，当社は，その工事費の全額を工事費負担金として発電契約者から申し受けます。

なお，この場合には，工事費負担金の対象となる供給設備は，受電側接続設備に該当する供給設備といたします。ただし，予備供給設備を専用供給設備として施設する場合は，65（専用供給設備）(2)によるものといたします。

(3) 受電地点への供給設備を変更する場合の工事費負担金

イ　発電契約者が契約受電電力または予備送電サービス契約電力の増加にともなわないで，発電契約者の希望によって当該受電地点への供給設備を変更する場合は，62（引込線の接続），63（計量器等の取付け）または 64（通信設備等の施設）によって実費相当額を申し受ける場合を除き，当社は，その工事費の全額を工事費負担金として発電契約者から申し受けます。

ロ　混雑緩和プロセスにより供給設備を変更する場合は，イにかかわらず，その工事費のうち，発電等設備の設置に伴う電力系統の増強及び事業者の費用負担等の在り方に関する指針にもとづき算定した金額を工事費負担金として発電契約者から申し受けます。

ハ　44（託送供給等にともなう協力）によって受電地点への供給設備を新たに施設または変更する場合には，当社は，その工事費の全額を工事費負担金として発電契約者から申し受けます。

(4) 発電契約者が新たに発電量調整供給を開始し，または契約受電電力を増加される場合もしくは受電地点への供給設備を変更する場合で，低圧で受電するとき（受電の用に供することを主たる目的とするときに限ります。）は，(2)イ(イ)，(ロ)および(3)にかかわらず，その受電の用に供することによって必要となる工事費（(2)イ(ハ)により申し受ける金額を除きます。）を工事費負担金として発電契約者から申し受けます。

(5) 工事費の算定

(1)，(2)，(3)および(4)の場合の工事費は，次により算定いたします。

イ　工事費は，発電契約者が標準設計をこえる設計によることを希望される場合を除き，標準設計工事費といたします。

(イ) 標準設計工事費は，工事費負担金の対象となる当社の供給設備の工事に要する材料費，工費および諸掛り（測量監督費，補償費および建設分担関連費を含みます。）の合計額といたします。

なお，撤去工事がある場合は，その合計額から撤去後の資材の残存価額を差し引いた金額に，撤去する場合の諸工費（諸掛りを含みます。）を加えた金額といたします。

(ロ) 材料費は払出時の単価（電気事業会計規則に定められた方法によって算出した貯蔵品の払出

単価等をいいます。）によって算定いたします。

(ﾊ) 土地費（電気事業会計規則に定められた固定資産土地として計上される金額）は，工事費に含みません。ただし，架空受電側接続設備の経過地に当社が地役権を設定する場合は，その設定にともなう費用（地役権の登記に要する費用を除きます。）の 50 パーセントに相当する金額を工事費に含みます。

(ﾆ) 架空受電側接続設備の経過地に建造物を構築しない等架空受電側接続設備に支障を及ぼさないことを条件とする補償契約を締結する場合は，その線下補償費の 50 パーセントに相当する金額を工事費に含みます。

(ﾎ) 残地補償費は，補償費と明らかに区分されている場合に限り，工事費に含みます。

(ﾍ) 建設分担関連費は，電気事業会計規則等に定められた電気事業固定資産に振り替えられる範囲に限り，工事費に含みます。

ロ　発電契約者が標準設計をこえる設計によることを希望される場合の工事費は，イに準じて算定いたします。

ハ　当社が将来の需要を考慮してあらかじめ施設した鉄塔，管路等を利用して受電する場合は，新たに施設される電線路に必要とされる回線数，管路孔数等に応じて次により算定した金額を電線路の工事費に算入いたします。

(ｲ) 鉄塔を利用して電気を受電する場合

$$\text{工事費} \times \frac{\text{使用回線数}}{\text{施設回線数}}$$

(ﾛ) 管路等を利用して電気を受電する場合

$$\text{工事費} \times \frac{\text{使用孔数}}{\text{施設孔数－予備孔数}}$$

ニ　当社が特別高圧で受電する電気について，使用開始後 3 年以内の供給設備を利用する場合は，新たに利用される部分を新たに施設される受電側接続設備（特別高圧のノンファーム電源の受電地点に係る発電場所から電気を受電する場合は，変電所相互間を連絡する電線路を除きます。）とみなします。

ホ　(2)イ(ﾊ)の場合，使用開始後 3 年以内の供給設備を利用するときは，新たに利用される部分を新たに施設される受電側接続設備以外の供給設備（高圧および特別高圧の供給設備に限ります。また，専用供給設備を除きます。なお，ノンファーム電源の受電地点に係る発電場所から電気を受電する場合は，高圧の供給設備および当社が適当であると認めた供給設備に限ります。）とみなします。

ヘ　低圧または高圧で受電する場合で，工事費を当社が定める単位当たりの金額にもとづいて算定することが適当と認められるときは，イまたはロにかかわらず，工事費を当該金額にもとづいて算定いたします。

(6) 受電地点への供給設備の工事費負担金は，受電地点ごとに，発電量調整供給契約ごとに算定いたします。

ただし，2 以上の発電契約者が受電地点への供給設備の全部または一部を共用する場合の工事費負担金の算定は，次によります。

イ　2 以上の発電契約者から共同して申込みがあった場合，または 2 以上の発電契約者のうち 1 の発電契約者が代表して工事費負担金を支払われる旨を申し出られた場合の工事費負担金は，その代表の発電契約者による 1 申込みとみなして算定いたします。

ロ　2 以上の発電契約者から同時に申込みがあった場合の工事費負担金は，発電契約者ごとに算定いたします。この場合，発電契約者ごとの共用部分の工事費は，原則として契約受電電力の比であん分した金額といたします。

(7) 特例区域等の発電契約者が新たに発電量調整供給を開始し，または契約受電電力を増加される場合で，これにともない当社が新たに受電地点への供給設備を施設するときには，当社は，(1)，(2)または(4)にかかわらず，その工事費の全額を工事費負担金として発電契約者から申し受けます。

なお，この場合の工事費負担金は，(2)の場合に準じて算定いたします。

68　受電用計量器等の工事費負担金

発電契約者が新たに発電量調整供給を開始し，または契約受電電力を変更される場合等で，これにともない新たに受電地点における電力量の計量に必要な計量器，その付属装置および区分装置を取り付けるときには，当社は，その工事費の全額を工事費負担金として発電契約者から申し受けます。ただし，低圧で受電する場合で，受電の用に供することを主たる目的とするときには，その受電の用に供することによって必要となる工事費を工事費負担金として発電契約者から申し受けます。

69　会社間連系設備の工事費負担金

契約者が新たに託送供給を開始し，または契約受電電力等を増加される場合で，これにともない会社間連系設備（会社間連系点に至る供給設備をいいます。）を新たに施設するときには，当社は，工事費負担金を契約者から申し受けます。この場合，工事費負担金の金額は，工事の内容，接続供給契約または振替供給契約の内容等を基準として，契約者と当社との協議によって定めます。

70　供給地点への供給設備の工事費負担金

(1) 供給側接続設備の工事費負担金

イ　低圧または高圧で供給する場合

(ｲ) 契約者が新たに接続供給を開始し，または接続送電サービス契約電力等を増加される場合（新たに接続供給を開始される場合で，当該接続供給を開始される前から引き続き当社の供給設備を利用され，かつ，下位の供給電圧に変更されるときを除きます。）で，これにともない新たに施設される供給側接続設備（専用供給設備および予備供給設備を除きます。）の工事こう長が架空の場合は 1,000 メートル，地中の場合は 150 メートルをこえるときには，当社は，その超過こう長に次の金額を乗じてえた金額を工事費負担金として契約者から申し受けます。この場合，工事費負担金は，供給地点ごとに算定いたします。

区　　分	単　　位	金　　額
架空供給側接続設備の場合	超過こう長 1 メートルにつき	3,410 円 00 銭
地中供給側接続設備の場合	超過こう長 1 メートルにつき	27,720 円 00 銭

なお，張替えまたは添架を行なう場合は，架空供給側接続設備についてはその工事こう長の 60 パーセント，地中供給側接続設備についてはその工事こう長の 20 パーセントに相当する値を新たに施設される供給側接続設備の工事こう長とみなします。

(ﾛ) 2 以上の供給地点に係る供給側接続設備の全部または一部を共用する場合の工事費負担金の算定は，次によります。

a　2 以上の契約者から共同して申込みがあった場合，または契約者から 2 以上の供給地点について申込みがあり，かつ，一括して算定することを希望される場合の工事費負担金の無償こう長は，(ｲ)の無償こう長に供給地点の数を乗じてえた値といたします。

b　2 以上の契約者から同時に申込みがあった場合，または契約者から 2 以上の供給地点について申込みがあり，かつ，一括して算定することを希望されない場合の工事費負担金は，供給地点ごとに算定いたします。この場合，それぞれの供給地点における供給側接続設備の工事こう長については，共用される部分の工事こう長を共用する供給地点の数で除してえた値にその供給地点に係って単独で使用される部分の工事こう長を加えた値を，新たに施設される供給側接続設備の工事こう長といたします。

(ﾊ) 架空供給側接続設備と地中供給側接続設備とをあわせて施設する場合の(ｲ)の超過こう長は，次により算定いたします。

a　地中供給側接続設備の超過こう長は，地中供給側接続設備の工事こう長から地中供給側接続設備の無償こう長を差し引いた値といたします。

b　架空供給側接続設備の超過こう長は，架空供給側接続設備の工事こう長といたします。ただし，地中供給側接続設備の工事こう長が地中供給側接続設備の無償こう長を下回る場合は，次によります。

架空供給側接続設備の超過こう長

$$= \text{架空供給側接続設備の工事こう長} - \left(\begin{array}{l}\text{地中供給側接続設備}\\ \text{の無償こう長}\end{array} - \begin{array}{l}\text{地中供給側接続設備}\\ \text{の工事こう長}\end{array} \right) \times \frac{\text{架空供給側接続設備の無償こう長}}{\text{地中供給側接続設備の無償こう長}}$$

ﾛ　特別高圧で供給する場合

(ｲ) 契約者が新たに接続供給を開始し，または接続送電サービス契約電力を増加される場合（新たに接続供給を開始される場合で，当該接続供給を開始される前から引き続き当社の供給設備を利用され，かつ，下位の供給電圧に変更されるときを除きます。）で，これにともない新たに施設される供給側接続設備（専用供給設備および予備供給設備を除きます。）について a により算定される工事費が b の当社負担額をこえるときには，当社は，その超過額を工事費負担金として契約者から申し受けます。この場合，工事費負担金は，供給地点ごとに算定いたします。

a　工　事　費

(a) 架空供給側接続設備の場合　　(工事こう長 100 メートル当たり)

新増加接続送電サービス契約電力 1 キロワットにつき	標準電圧　30,000 ボルトで供給する場合	352 円 00 銭
	標準電圧　60,000 ボルトで供給する場合	176 円 00 銭
	標準電圧　140,000 ボルトで供給する場合	88 円 00 銭

なお，標準電圧 30,000 ボルトで当社が供給する場合で，支持物に電柱を使用するときには，その部分の単価は，上表の該当欄の単価の 15 パーセントといたします。

また，標準電圧 30,000 ボルト，60,000 ボルトまたは 140,000 ボルト以外の電圧で当社が供給する場合は，その工事費の全額といたします。

(b) 地中供給側接続設備の場合　　(工事こう長 100 メートル当たり)

新増加接続送電サービス契約電力 1 キロワットにつき	標準電圧　30,000 ボルトで供給する場合	649 円 00 銭
	標準電圧　60,000 ボルトで供給する場合	550 円 00 銭
	標準電圧　140,000 ボルトで供給する場合	220 円 00 銭

なお，張替えを行なう場合には，その部分の単価は，上表の該当欄の単価の 20 パーセントといたします。

また，標準電圧 30,000 ボルト，60,000 ボルトまたは 140,000 ボルト以外の電圧で当社が供給する場合は，その工事費の全額といたします。

(c) スポットネットワーク方式で供給するために，当社が新たに地中供給側接続設備を施設する場合の工事費は，(b)にかかわらず，別表 15（スポットネットワーク方式の工事費の算式）により算定いたします。

なお，スポットネットワーク方式とは，当社が技術的，経済的に必要と認めた場合に，原則として 3 回線の当社の電線路から，それぞれの回線ごとに施設していただいた変圧器の 2 次側母線で常時並行して供給を受ける方式をいいます。

b　当社負担額

新増加接続送電サービス契約電力 1 キロワットにつき	5,500 円 00 銭

(ﾛ) 契約者が新たに接続供給を開始し，または接続送電サービス契約電力を増加される場合で，使用開始後 3 年以内の供給設備を利用して当社が供給するときは，新たに利用される部分を新たに施設される供給側接続設備とみなします。

ハ　19（接続送電サービス）(2)ニにより接続送電サービス契約電力を定める供給地点の接続送電サービス契約電力は，この(1)の工事費負担金の算定上，需要者の発電設備の検査，補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気の供給分を含まないものといたします。

ニ　次の言葉は，Ⅷ（工事費の負担）の各項においてそれぞれ次の意味で使用いたします。

(ｲ) 供給側接続設備

供給地点への供給の用に供することを主たる目的とする供給設備であって，発電所または変電所の引出口に施設される断路器の供給地点側接続点（特別高圧の送電線路から供給側接続

設備を分岐する場合は，送電線路の接続点といたします。）から他の発電所または変電所を経ないで供給地点に至る電線および引込線等をいいます。

(ﾛ) 供 給 地 点

会社間連系点以外の供給地点をいいます。

(ﾊ) 工事こう長

標準設計にもとづき算定される供給地点から最も近い供給設備までの供給側接続設備のこう長をいい，実際に施設されるこう長とは異なることがあります。

なお，単位は，1メートルとし，その端数は，小数点以下第1位で四捨五入いたします。

ホ　低圧で供給する場合，Ⅷ（工事費の負担）の各項において，接続送電サービス契約電力等を増加される場合とは，次の値が増加する場合といたします。

(ｲ) 電灯定額接続送電サービスおよび電灯臨時定額接続送電サービスの場合の契約負荷設備の総容量

(ﾛ) 契 約 電 力

(ﾊ) 契 約 電 流

(ﾆ) 契 約 容 量

なお，19（接続送電サービス）(2)イ(ｲ)によって接続送電サービス契約電力を定める場合で，需要場所における主開閉器の定格電流等を増加されるときは，接続送電サービス契約電力等を増加されるものとみなします。

また，供給電気方式を交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは200ボルトから交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトに変更される場合は，接続送電サービス契約電力等を増加されるものとみなします。

ヘ　高圧で供給する場合で，19（接続送電サービス）(2)イ(ｲ)によって接続送電サービス契約電力を定めるとき（19〔接続送電サービス〕(2)ニで需要者の発電設備の検査，補修または事故〔停電による停止等を含みます。〕により生じた不足電力の補給にあてるための電気の供給分以外の供給分について，19〔接続送電サービス〕(2)イ(ｲ)に準じて定める場合を含みます。）には，Ⅷ（工事費の負担）の各項において，接続送電サービス契約電力等を増加される場合とは，需要場所における受電設備の総容量を増加される場合といたします。

(2) 供給地点への特別供給設備の工事費負担金

イ　契約者が新たに接続供給を開始し，または接続送電サービス契約電力等を増加される場合（新たに接続供給を開始される場合で，当該接続供給を開始される前から引き続き当社の供給設備を利用され，かつ，下位の供給電圧に変更されるときを除きます。）で，これにともない当社が新たに供給地点への特別の供給設備を施設するときには，当社は，次の金額を工事費負担金として契約者から申し受けます。

(ｲ) 契約者の希望によって標準設計をこえる設計で供給地点への供給設備を施設する場合は，標準設計工事費をこえる金額

なお，標準設計をこえる設計で供給地点への供給設備を施設する場合とは，次のいずれかに該当する場合をいいます。

a　供給に必要な標準設計をこえる電線，支持物等を施設する場合

b　標準設計による供給側接続設備以外の設備により供給設備を施設する場合

c　その他供給に必要な標準設計をこえる設計で供給地点への供給設備を施設する場合

また，この場合も，(1)の工事費負担金を申し受けます。

(ﾛ) 架空供給側接続設備で供給できるにもかかわらず，契約者の希望によって地中供給側接続設備を施設する場合は，aまたはbの金額

a　標準設計工事費をこえる金額

なお，この場合も，(1)の工事費負担金を申し受けます。

b　供給地点が行政庁から認可，認定等を受けている市街地開発事業等（都市計画法第4条第7項に規定する市街地開発事業その他これらに類する事業をいいます。）に係る区域の場合は，aにかかわらず，その工事費の全額からケーブル，変圧器，開閉器等の工事費を差し引いた金額

(ﾊ) 65（専用供給設備）によって専用供給設備を施設する場合は，その工事費の全額

なお，この場合には，工事費負担金の対象となる供給設備は，65（専用供給設備）(2)によるものといたします。

ロ　19（接続送電サービス）(2)ニにより接続送電サービス契約電力を定める供給地点において需要者の発電設備の検査，補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気の供給のために接続送電サービスを利用される場合または供給地点において予備送電サービスを利用される場合で，これにともない当社が新たに予備供給設備を施設するときには，当社は，その工事費の全額を工事費負担金として契約者から申し受けます。

なお，この場合には，工事費負担金の対象となる供給設備は，供給側接続設備に該当する供給設備といたします。ただし，予備供給設備を専用供給設備として施設する場合は，65（専用供給設備）(2)によるものといたします。

(3) 供給地点への供給設備を変更する場合の工事費負担金

イ　契約者が接続送電サービス契約電力等または予備送電サービス契約電力の増加にともなわないで，契約者の希望によって供給地点への当社の供給設備を変更する場合（新たに接続供給を開始される場合で，当該接続供給を開始される前から引き続き当社の供給設備を利用され，かつ，下位の供給電圧に変更されるときを含みます。）は，62（引込線の接続），63（計量器等の取付け），64（通信設備等の施設）または66（電流制限器等の取付け）によって実費相当額を申し受ける場合を除き，当社は，その工事費の全額を工事費負担金として契約者から申し受けます。

ロ　44（託送供給等にともなう協力）によって供給地点への供給設備を新たに施設または変更する場合には，当社は，その工事費の全額を工事費負担金として契約者から申し受けます。

(4) 工事費の算定

(2)および(3)の場合の工事費は，次により算定いたします。

イ　工事費は，契約者が標準設計をこえる設計によることを希望される場合を除き，標準設計工事費とし，工事費負担金の対象となる当社の供給設備の工事に要する材料費，工費および諸掛り（測量監督費，補償費および建設分担関連費を含みます。）の合計額といたします。

なお，撤去工事がある場合は，その合計額から撤去後の資材の残存価額を差し引いた金額に，

撤去する場合の諸工費（諸掛りを含みます。）を加えた金額といたします。

また，算定にあたっては，次のとおりといたします。

(ｲ) 材料費は払出時の単価（電気事業会計規則に定められた方法によって算出した貯蔵品の払出単価等をいいます。）によって算定いたします。

(ﾛ) 土地費（電気事業会計規則に定められた固定資産土地として計上される金額）は，工事費に含みません。ただし，架空供給側接続設備の経過地に当社が地役権を設定する場合は，その設定にともなう費用（地役権の登記に要する費用を除きます。）の 50 パーセントに相当する金額を工事費に含みます。

(ﾊ) 架空供給側接続設備の経過地に建造物を構築しない等架空供給側接続設備に支障を及ぼさないことを条件とする補償契約を締結する場合は，その線下補償費の 50 パーセントに相当する金額を工事費に含みます。

(ﾆ) 残地補償費は，補償費と明らかに区分されている場合に限り，工事費に含みます。

(ﾎ) 建設分担関連費は，電気事業会計規則等に定められた電気事業固定資産に振り替えられる範囲に限り，工事費に含みます。

(ﾍ) 契約者の希望により暫定的に利用される供給設備を施設する場合の工事費は，73（臨時工事費）に準じて算定いたします。

ロ　契約者が標準設計をこえる設計によることを希望される場合の工事費は，イに準じて算定いたします。

ハ　(2)イ(ｲ)または(ﾛ) a に該当し，かつ，その工事費を(1)イ(ｲ)に定める超過こう長 1 メートル当たりの金額にもとづいて算定することが適当と認められる場合は，イおよびロにかかわらず，標準設計をこえる設計で施設される供給設備の工事費および標準設計工事費をいずれも(1)イ(ｲ)にもとづいて算定いたします。この場合，超過こう長 1 メートル当たりの金額を新たに施設される供給側接続設備の全工事こう長に適用して工事費を算定いたします。

ニ　当社が将来の需要を考慮してあらかじめ施設した鉄塔，管路等を利用して供給する場合は，新たに施設される電線路に必要とされる回線数，管路孔数等に応じて次により算定した金額を電線路の工事費に算入いたします。

(ｲ) 鉄塔を利用して電気を供給する場合

$$\text{工事費} \times \frac{\text{使用回線数}}{\text{施設回線数}}$$

(ﾛ) 管路等を利用して電気を供給する場合

$$\text{工事費} \times \frac{\text{使用孔数}}{\text{施設孔数—予備孔数}}$$

ホ　当社が特別高圧で供給する電気について，使用開始後 3 年以内の供給設備を利用する場合は，新たに利用される部分を新たに施設される供給側接続設備とみなします。

なお，この場合の工事費は，(1)ロ(ｲ) a に準じて算定いたします。

ヘ　(2)ロの場合（特別高圧で供給する場合は，標準電圧 30,000 ボルト，60,000 ボルトまたは 140,000 ボルトで当社が供給するときに限ります。）の工事費は，次のとおりといたします。

(ｲ) 高圧で供給する場合

(1)イ(ｲ)に定める超過こう長1メートル当たりの金額にもとづいて算定することが適当と認められる場合は，イまたはロにかかわらず，その工事費を(1)イ(ｲ)にもとづいて算定いたします。この場合，超過こう長1メートル当たりの金額を新たに施設される供給側接続設備の全工事こう長に適用して算定いたします。

(ﾛ) 特別高圧で供給する場合

契約者が標準設計をこえる設計によることを希望される場合を除き，イにかかわらず，(1)ロ(ｲ) a および(ﾛ)によって算定いたします。

なお，21（予備送電サービス）によって当社が供給する場合で，供給側接続設備（専用供給設備および予備供給設備を除きます。）と予備供給設備とをあわせて施設するときの予備供給設備の工事費は，(1)ロ(ｲ) a の該当欄の単価の20パーセントを適用して算定いたします。

ト　低圧または高圧で供給する場合で，工事費を当社が定める単位当たりの金額にもとづいて算定することが適当と認められるとき（ハおよびへ(ｲ)の場合を除きます。）は，イまたはロにかかわらず，工事費を当該金額にもとづいて算定いたします。

(5) 特例区域等の契約者が新たに接続供給を開始し，または接続送電サービス契約電力を増加される場合（新たに接続供給を開始される場合で，当該接続供給を開始される前から引き続き当社の供給設備を利用され，かつ，下位の供給電圧に変更されるときを除きます。）で，これにともない当社が新たに供給地点への供給設備を施設するときには，当社は，(1)または(2)にかかわらず，その工事費の全額を工事費負担金として契約者から申し受けます。

なお，この場合の工事費負担金は，(2)の場合に準じて算定いたします。

(6) 分割接続供給の場合の供給地点への供給設備の工事費負担金は，(1)，(2)，(3)または(5)に準じて算定し，双方の契約者と当社との協議のうえ，一方または双方の契約者から申し受けます。この場合，工事費負担金の算定上，1供給地点につき，1接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービス契約電力を接続送電サービス契約電力とみなします。

71　工事費負担金の申受けおよび精算

(1) 当社は，工事費負担金を原則として工事着手前に契約者または発電契約者から申し受けます。

なお，9（検討および契約の申込み）(4)にもとづき系統連系保証金を申し受けた場合または51（契約の変更）(6)ハにもとづき混雑緩和プロセスに関する保証金を申し受けた場合は，系統連系保証金または混雑緩和プロセスに関する保証金を工事費負担金に充当いたします。

(2) 工事費負担金は，次の場合には，工事完成後すみやかに精算するものといたします。

イ　70（供給地点への供給設備の工事費負担金）(1)にもとづき算定される場合は，次に該当するとき。

(ｲ) 設計変更等により，架空供給側接続設備または地中供給側接続設備のいずれかの工事こう長の変更の差異が5パーセントをこえる場合

(ﾛ) その他特別の事情により，工事費負担金に差異が生じた場合

ロ　67（受電地点への供給設備の工事費負担金），68（受電用計量器等の工事費負担金），69（会社間連系設備の工事費負担金），70（供給地点への供給設備の工事費負担金）(2)（70〔供給地

点への供給設備の工事費負担金〕(1)の超過こう長 1 メートル当たりの金額にもとづいて工事費を算定する場合は，イに準ずるものといたします。）および 70（供給地点への供給設備の工事費負担金）(3)にもとづき算定される場合は，次に該当するとき。

(ｲ) 低圧または高圧で受電または供給する場合

a　設計変更により，電柱（鉄塔，鉄柱を含みます。），電線および変圧器等の主要材料の規格が変更となる場合，または主要材料の数量の変更（低圧引込線を除きます。）の差異が 5 パーセントをこえる場合

b　設計時と払出時との間で材料費の単価に変動が生じた場合（設計から払出しまでの期間が短いときを除きます。）

c　その他特別の事情により，工事費負担金に著しい差異が生じた場合

(ﾛ) 特別高圧で受電または供給する場合

原則としてすべての場合

(3) 当社は，工事費負担金を申し受けて施設した受電側接続設備または供給側接続設備の全部または一部を他の契約者または発電契約者と共用する供給設備として利用することがあります。

なお，当社が特別高圧で受電または供給する電気について，その利用が供給設備の使用開始後 3 年以内に行なわれる場合で，その受電側接続設備または供給側接続設備を使用開始したときにさかのぼって 2 以上の契約者または発電契約者が共用する供給設備として算定した場合の工事費負担金が既に申し受けた工事費負担金を下回るときは，その差額をお返しいたします。

(4) 当社は，67（受電地点への供給設備の工事費負担金）(2)イ(ﾊ)に定める供給設備の全部または一部を他の契約者または発電契約者と共用する供給設備として利用することがあります。

なお，当社が受電する電気または特別高圧で供給する電気について，その利用が供給設備の使用開始後 3 年以内に行なわれる場合で，その供給設備を使用開始したときにさかのぼって 2 以上の契約者または発電契約者が共用する供給設備として算定した場合の工事費負担金が既に申し受けた工事費負担金を下回るときは，原則としてその差額をお返しいたします。

(5) 当社は，契約者または発電契約者の承諾をえて，専用供給設備を専用供給設備以外の供給設備に変更することがあります。

なお，その変更が供給設備の使用開始後 10 年以内に行なわれる場合は，その専用供給設備を使用開始したときにさかのぼって専用供給設備以外の供給設備として算定した工事費負担金と，既に申し受けた工事費負担金との差額をお返しいたします。

(6) 低圧または高圧で供給する場合，居住用の分譲地として整備された地域等において，原則として 1 年以内にすべての建物が施設される場合で，すべての供給地点について 2 以上の契約者が共同して申込みをされたときまたはすべての供給地点について契約者から申込みがあり，かつ，一括して工事費負担金を算定することを希望されるときには，当社は，施設を予定しているすべての建物に対する工事こう長のうち無償こう長に供給地点の数の 70 パーセントの値を乗じてえた値をこえる部分を超過こう長として算定される 70（供給地点への供給設備の工事費負担金）(1)の工事費負担金を当初に申し受けます。

また，工事費負担金契約書（74〔工事費等に関する契約書の作成〕に定める工事費等に関する契約書をいいます。）に定める期日に既に供給を開始している供給地点の数により工事費負担金を精

算いたします。この場合の精算の対象となる工事こう長は，共同して申込みをされた供給地点の数と供給を開始した供給地点の数とが異なる場合であっても，施設された供給設備に応じたものといたします。

72　供給開始に至らないで契約を廃止または変更される場合等の費用の申受け

(1) 託送供給開始に至らないで接続供給契約または振替供給契約を廃止または変更される場合

供給設備の一部または全部を施設した後，契約者または需要者の都合によって託送供給の開始に至らないで接続供給契約または振替供給契約を廃止または変更される場合は，当社は，要した費用の実費を契約者から申し受けます。

なお，実際に供給設備の工事を行なわなかった場合であっても，測量監督等に費用を要したときは，その実費を契約者から申し受けます。

また，分割接続供給の場合は，要した費用の実費を双方の契約者と当社との協議のうえ，一方または双方の契約者から申し受けます。

(2) 発電量調整供給開始に至らないで発電量調整供給契約を廃止または変更される場合

供給設備の一部または全部を施設した後，発電契約者または発電者の都合によって発電量調整供給の開始に至らないで発電量調整供給契約を廃止または変更される場合等は，当社は，要した費用の実費を発電契約者から申し受けます。ただし，発電契約者との間で電源接続案件一括検討プロセスにもとづき工事費負担金補償金を定める場合は，供給設備の工事を行なう前であっても，原則としてその金額を発電契約者から申し受けます。

なお，電力広域的運営推進機関送配電等業務指針に定める保証金を返還する事情に該当する場合は，当社は，系統連系保証金をお返しいたします。

また，実際に供給設備の工事を行なわなかった場合であっても，測量監督等に費用を要したときは，その実費を発電契約者から申し受けます。

(3) 混雑緩和プロセスにともなう供給設備の変更を中止される場合等の費用の申受け

混雑緩和プロセスにともない供給設備の一部または全部を変更した後，発電契約者または発電者の都合によって供給設備の変更を中止される場合等は，当社は，要した費用の実費を発電契約者から申し受けます。ただし，発電契約者との間で混雑緩和プロセスにもとづき工事費負担金補償金を定める場合は，供給設備の工事を行なう前であっても，原則としてその金額を発電契約者から申し受けます。

なお，電力広域的運営推進機関送配電等業務指針に定める混雑緩和プロセスに関する保証金を返還する事情に該当する場合は，当社は，混雑緩和プロセスに関する保証金をお返しいたします。

また，実際に供給設備の工事を行なわなかった場合であっても，測量監督等に費用を要したときは，その実費を発電契約者から申し受けます。

73　臨時工事費

(1) 20（臨時接続送電サービス）によって供給する場合で，これにともない新たに供給設備を施設するときには，当社は，新たに施設する供給設備の工事費にその設備を撤去する場合の諸工費（諸掛りを含みます。）を加えた金額から，その撤去後の資材の残存価額を差し引いた金額を，臨時

工事費として，契約者から，原則として工事着手前に申し受けます。

なお，低圧または高圧で供給する場合，撤去後の資材の残存価額は，変圧器，開閉器等の機器についてはその価額の 95 パーセント，その他の設備についてはその価額の 50 パーセントといたします。

また，特別高圧で供給する場合，原則として，撤去後の資材のうち変圧器，開閉器等の機器については，契約使用期間 1 月（1 月未満は，1 月といたします。）につきその価額の 1 パーセントを差し引いた金額を残存価額といたします。

(2) 臨時工事費を申し受ける場合は，70（供給地点への供給設備の工事費負担金）の工事費負担金は申し受けません。

(3) 低圧または高圧で供給する場合，新たに施設する供給設備のうち，当社が将来の需要等を考慮して常置し，かつ，無償こう長に相当する部分については臨時工事費を申し受けません。

(4) 分割接続供給の場合の臨時工事費は，(1)，(2)または(3)に準じて算定し，双方の契約者と当社との協議のうえ，一方または双方の契約者から申し受けます。

(5) 臨時工事費の精算は，71（工事費負担金の申受けおよび精算）(2)ロの場合に準ずるものといたします。

74 工事費等に関する契約書の作成

当社は，契約者もしくは発電契約者が希望される場合または当社が必要とする場合は，工事費等に関する必要な事項について，原則として工事着手前に，契約書を作成いたします。

Ⅸ 保　　安

75 保安の責任

当社は，受電地点に至るまでの供給設備および供給地点に至るまでの供給設備（当社が所有権を有さない設備を除きます。）ならびに計量器等発電場所内および需要場所内の当社の電気工作物について，保安の責任を負います。

76 保安等に対する発電者および需要者の協力

(1) 次の場合には，発電者または需要者からすみやかにその旨を当社に通知していただきます。この場合には，当社は，ただちに適当な処置をいたします。

イ　発電者または需要者が，引込線，計量器等その発電場所内および需要場所内の当社の電気工作物に異状もしくは故障があり，または異状もしくは故障が生ずるおそれがあると認めた場合

ロ　発電者または需要者が，発電者または需要者の電気工作物に異状もしくは故障があり，または異状もしくは故障が生ずるおそれがあり，それが当社の供給設備に影響を及ぼすおそれがあると認めた場合

(2) 発電者または需要者が，当社の供給設備を使用しないことが明らかな場合で，当社が保安上必要と認めるときは，その期間について，当社は，(1)に準じて，適当な処置をいたします。

(3) 発電者または需要者が，当社の供給設備に直接影響を及ぼすような物件の設置，変更または修繕工事をされる場合および物件の設置，変更または修繕工事をされた後，その物件が当社の供給設備に直接影響を及ぼすこととなった場合には，その内容を当社に通知していただきます。この場合において，保安上とくに必要があるときには，当社は，発電者または需要者にその内容の変更をしていただくことがあります。

(4) 当社は，必要に応じて，託送供給または発電量調整供給の開始に先だち，接続供給電力または発電量調整受電電力をしゃ断する開閉器の操作方法等について，発電者および需要者と協議を行ないます。

77 調　　査

(1) 当社は，法令で定めるところにより，需要者の電気工作物が技術基準に適合しているかどうかを調査いたします。

なお，需要者の求めに応じ，係員は，所定の証明書を提示いたします。

(2) 調査は，次の事項について行ないます。ただし，必要がないと認められる場合には，その一部を省略することがあります。

イ　絶縁抵抗値または漏えい電流値の測定

ロ　接地抵抗値の測定

ハ　点検

(3) 当社は，(1)の調査の結果，技術基準に適合していると認めるときはその旨を，適合していないと認めるときは技術基準に適合させるためにとるべき措置およびその措置をとらなかった場合に生ずると予想される結果を，需要者にお知らせいたします。

なお，調査結果の通知は，調査年月日，係員，調査についての照会先等を記載した文書により，原則として調査時に行ないます。

78　調査等の委託

(1) 当社は，77（調査）の業務の全部または一部を経済産業大臣の登録を受けた調査機関（以下「登録調査機関」といいます。）に委託することがあります。

(2) 当社は，(1)によって委託した場合には，委託先の名称，所在地および委託した業務内容等を記載した文書等により，需要者にお知らせいたします。

79　調査に対する需要者の協力

(1) 需要者が電気工作物の変更の工事を行なった場合には，その工事が完成したとき，すみやかにその旨を当社または登録調査機関に通知していただきます。

(2) 当社は，77（調査）(1)により調査を行なうにあたり，必要があるときは，需要者の承諾をえて電気工作物の配線図を提示していただきます。

80　検査または工事の受託

(1) 低圧で供給する場合，契約者または需要者は，保安上必要な電気工作物の検査を当社に申し込むことができます。

(2) (1)の申込みを受けた場合には，当社は，すみやかに検査を行ないます。この場合には，当社は，検査料として実費を申し受けます。ただし，軽易なものについては，無料とすることがあります。

(3) 低圧で供給する場合，契約者または需要者は，保安上必要な電気工作物の工事を当社に申し込むことができます。

(4) (3)の申込みを受けた場合には，当社は，できる限りこれを受託いたします。受託したときには，当社は，実費を申し受けます。ただし，電線被覆損傷箇所のテープ巻き等の軽易なものについては，材料費（消耗品を除きます。）のみを申し受けます。

81　自家用電気工作物

需要者の電気工作物のうち自家用電気工作物については，この約款のうち次のものは，適用いたしません。

(1) 77（調査）

(2) 78（調査等の委託）

(3) 79（調査に対する需要者の協力）

(4) 80（検査または工事の受託）

附　　則

附　　則

1　実 施 期 日

この約款は，2025 年 4 月 1 日から実施いたします。

2　標準周波数についての特別措置

この約款実施の際現に次の区域内で標準周波数 60 ヘルツで電気を供給している区域については，当分の間，標準周波数 60 ヘルツで供給いたします。

新潟県佐渡市，妙高市および糸魚川市

3　受電電気方式，供給電気方式，受電電圧および供給電圧についての特別措置

受電電気方式，供給電気方式，受電電圧および供給電圧については，当社の供給設備の都合でやむをえない場合には，当分の間，本則にかかわらず交流 3 相 3 線式標準電圧 3,000 ボルトまたは 20,000 ボルトで託送供給等を行なうことがあります。この場合において，料金その他の供給条件は，3,000 ボルトで託送供給等を行なうときには高圧で託送供給等を行なう場合に，また，20,000 ボルトで託送供給等を行なうときには標準電圧 30,000 ボルトで託送供給等を行なう場合に準ずるものといたします。

4　揚水発電設備等が設置された需要場所に接続供給を行なう場合の特別措置

(1)に定める適用範囲に該当する接続供給契約で，あらかじめ契約者から申出がある場合は，料金および必要となるその他の供給条件は次のとおりといたします。

(1) 適 用 範 囲

イ　揚水発電設備等が設置された需要場所に供給され揚水または蓄電された接続供給に係る電気が，当該需要場所以外の需要場所に託送供給される場合であること。

ロ　イの接続供給に係る電気と，それ以外の電気（揚水発電設備等が設置された需要場所内で使用される電気や揚水発電設備等が設置された需要場所内で発電または放電された電気等をいいます。）とを，物理的に区分する等，何らかの方法で明確に区分が可能となるよう措置されており，(ｲ)および(ﾛ)を明確に区分して定めることが可能であること。ただし，技術上，経済上，やむをえない場合等特別の事情がある場合は，(ｲ)および(ﾛ)をあらかじめ契約者と当社との協議により定めることがあります。

(ｲ) 当該供給地点におけるイの接続供給に係る電気に相当する最大電力（キロワット），最大電流（アンペア）または最大容量（キロボルトアンペア）（以下「揚水最大電力等」といいます。）およびそれ以外の電気の最大電力，最大電流または最大容量（以下「その他最大電力等」といいます。）

(ﾛ) 当該供給地点におけるイの接続供給に係る電気に相当する電力量（以下「揚水等接続供給電力量」といいます。）およびそれ以外の電気の電力量（以下「その他接続供給電力量」といいます。）

ハ　イおよびロにおける揚水発電設備等については，あらかじめ定められた順序または手続き等

にしたがって揚水または蓄電および発電または放電を制御することが可能なものであること。

(2) 接続送電サービス料金または臨時接続送電サービス料金

接続送電サービス料金または臨時接続送電サービス料金は，供給地点ごとに，あらかじめ1年ごとに契約者と当社との協議により揚水発電設備等における揚水または蓄電および発電等に係る電気の損失率（以下「揚水等損失率」といいます。）を定め，19（接続送電サービス）(3)イ(ﾛ)ｃ，(ﾊ)ｃ，(ﾆ)ｃ，(ﾎ)ｃ，(ﾍ)ｃ，(ﾄ)ｃ，ロ(ｲ)ｃ，(ﾛ)ｃ，(ﾊ)ｃ，ハ(ｲ)ｃ，(ﾛ)ｃもしくは(ﾊ)ｃ，または，20（臨時接続送電サービス）(3)イ(ﾛ)ｃ，(ﾆ)ｃ，ロ(ﾊ)もしくはハ(ﾊ)の適用にあたっては，接続送電サービス料金または臨時接続送電サービス料金の算定上，イ(ｲ)または(ﾛ)により，接続供給課金対象電力または接続供給課金対象電力量を定め，接続送電サービス契約電力，接続送電サービス契約電流，接続送電サービス契約容量，臨時接続送電サービス契約電流，臨時接続送電サービス契約容量もしくは臨時接続送電サービス契約電力または接続供給電力量に代えて適用いたします。

なお，高圧または特別高圧で供給する場合で，1 年を通じて最大需要電力等が夜間時間に発生するときのピークシフト電力は，19（接続送電サービス）(4)ロにかかわらず，ロといたします。

イ　接続供給課金対象電力または接続供給課金対象電力量

(ｲ) 接続供給課金対象電力

当該供給地点における接続供給課金対象電力（キロワット）は，次のとおりといたします。ただし，接続供給課金対象電力の算定上，10 アンペアを 1 キロワットと，1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。

接続供給課金対象電力 ＝ 揚水最大電力等 × 揚水等損失率 ＋ その他最大電力等

(ﾛ) 接続供給課金対象電力量

当該供給地点における接続供給課金対象電力量は，次のとおりといたします。

接続供給課金対象電力量 ＝ 揚水等接続供給電力量 × 揚水等損失率
＋ その他接続供給電力量

ロ　1 年を通じての最大需要電力等が夜間時間に発生する場合のピークシフト電力

高圧または特別高圧で供給する場合のピークシフト電力は，需要者の負荷移行により昼間時間から夜間時間に移行された増分電力をいい，その需要者の接続送電サービス契約電力からその需要者の 1 年を通じての昼間時間における接続供給電力の最大値を差し引いた値を上限として，夜間時間に移行する負荷設備の容量（キロワット），揚水最大電力等およびその他最大電力等ならびに揚水等損失率等にもとづき，あらかじめ契約者と当社との協議によって定めます。

なお，各月の昼間時間における接続供給電力の最大値の実績等から，ピークシフト電力が不適当と認められる場合には，すみやかにピークシフト電力を適正なものに変更していただきます。

ハ　そ　の　他

(ｲ) 19（接続送電サービス）(3)イ(ｲ) a に該当する場合は，19（接続送電サービス）(3)イ(ﾛ) a，(ﾊ) a または(ﾆ) a にかかわらず，電灯標準接続送電サービス，電灯時間帯別接続送電サービスまたは電灯従量接続送電サービス（自己等への電気の供給の用に供する接続供給の場合に限ります。）を適用いたします。

(ﾛ) 20（臨時接続送電サービス）(3)イ(ｲ) a に該当する場合は，20（臨時接続送電サービス）(3)イ(ﾛ) a にかかわらず，電灯臨時接続送電サービスを適用いたします。

(ﾊ) 20（臨時接続送電サービス）(3)イ(ﾊ) a に該当する場合は，20（臨時接続送電サービス）(3)イ(ﾆ) a にかかわらず，動力臨時接続送電サービスを適用いたします。

(3) 電力および電力量の算定

当社または当社の供給区域で事業を営む配電事業者が指定する系統安定上必要な調整機能を有する揚水発電設備等であって別途当社または当社の供給区域で事業を営む配電事業者と調整に関する契約を締結する設備が設置された需要場所に接続供給を行なう場合で，電気の使用に係る調整を行なうときは，接続対象計画電力量，接続対象計画差対応補給電力量および接続対象計画差対応余剰電力量は，31（電力および電力量の算定）(12)，(22)および(23)にかかわらず，次のとおりといたします。

イ　接続対象計画電力量

接続対象計画電力量は，30 分ごとの接続対象電力量の計画値（供給地点が複数ある場合はその合計といたします。）で，契約者があらかじめ電力広域的運営推進機関を通じて当社に通知するものといたします。

なお，当社または当社の供給区域で事業を営む配電事業者が指定する系統安定上必要な調整機能を有する揚水発電設備等であって別途当社または当社の供給区域で事業を営む配電事業者と調整に関する契約を締結する設備が設置された需要場所に接続供給を行なう場合で，電気の使用に係る調整を行なうときは，契約者は，別途，当該供給地点における 30 分ごとの接続対象電力量の計画値をあらかじめ電力広域的運営推進機関を通じて当社に通知するものといたします。

ロ　接続対象計画差対応補給電力量

接続対象計画差対応補給電力量は，30 分ごとの接続対象電力量がその 30 分における接続対象計画電力量を上回る場合に，30 分ごとに，次の式により算定された値といたします。ただし，接続対象計画差対応補給電力量の算定上，当社または当社の供給区域で事業を営む配電事業者が指定する系統安定上必要な調整機能を有する揚水発電設備等であって別途当社または当社の供給区域で事業を営む配電事業者と調整に関する契約を締結する設備が設置された需要場所に接続供給を行なう場合で，電気の使用に係る調整を行なったとき（揚水発電設備等の故障等が発生したときを除きます。）は，31（電力および電力量の算定）(8)にかかわらず，当該供給地点におけるその 30 分ごとの接続対象電力量の計画値にもとづき算定される当該供給地点におけるその 30 分ごとの接続供給電力量の計画値を当該供給地点におけるその 30 分ごとの接続供給電力量とみなし，接続対象電力量を算定いたします。

接続対象計画差対応補給電力量 ＝ 接続対象電力量 － 接続対象計画電力量

ハ　接続対象計画差対応余剰電力量

接続対象計画差対応余剰電力量は，30 分ごとの接続対象電力量がその 30 分における接続対象計画電力量を下回る場合に，30 分ごとに，次の式により算定された値といたします。ただし，接続対象計画差対応余剰電力量の算定上，当社または当社の供給区域で事業を営む配電事業者が指定する系統安定上必要な調整機能を有する揚水発電設備等であって別途当社または当社の供給区域で事業を営む配電事業者と調整に関する契約を締結する設備が設置された需要場所に接続供給を行なう場合で，電気の使用に係る調整を行なったとき（揚水発電設備等の故障等が発生したときを除きます。）は，31（電力および電力量の算定）(8)にかかわらず，当該供給地点におけるその 30 分ごとの接続対象電力量の計画値にもとづき算定される当該供給地点におけるその 30 分ごとの接続供給電力量の計画値を当該供給地点におけるその 30 分ごとの接続供給電力量とみなし，接続対象電力量を算定いたします。

接続対象計画差対応余剰電力量 ＝ 接続対象計画電力量 － 接続対象電力量

(4) 計量器等の取付け

料金の算定上必要な計量器等については，63（計量器等の取付け）によるものといたします。また，これに加え，(1)イの接続供給に係る電気と，それ以外の電気（揚水発電設備等が設置された需要場所内で使用される電気や揚水発電設備等が設置された需要場所内で発電または放電された電気等をいいます。）とを，(1)ロによって区分する場合には，区分するために必要な計量器およびその付属装置は，原則として，当社の所有とし，当社の負担で取り付けます。

(5) 供給電圧と計量電圧が異なる場合の取扱い

接続供給電力量および最大需要電力等は，30（計量）および附則 7（受電電圧および供給電圧と計量電圧が異なる場合の取扱い）にかかわらず，供給電圧と異なった電圧で計量することがあります。この場合，接続供給電力量および最大需要電力等は，計量された接続供給電力量および最大需要電力等を，供給電圧と同位にするために，あらかじめ契約者と当社との協議によって定められた計量損失率によって修正したものといたします。

(6) 分割接続供給の場合の取扱い

イ　この特別措置の適用を希望される場合は，あらかじめ双方の契約者で協議のうえ，当社へ申し出ていただきます。

ロ　この特別措置は，それぞれの契約者に係る接続送電サービスまたは臨時接続送電サービスに適用するものとし，それぞれの契約者に係る接続送電サービスまたは臨時接続送電サービスの取扱いは，(1)および(2)に準ずるものといたします。また，この場合は，33（料金の算定）(11)または(12)にもとづき料金の調整を行なうために，1 供給地点につき，1 接続送電サービスまたは 1 臨時接続送電サービスを適用したときの接続送電サービスまたは臨時接続送電サービスにおいてもこの特別措置を適用するものとし，当該接続送電サービスまたは臨時接続送電サービスの取扱いは，(1)および(2)に準ずるものといたします。

なお，揚水等損失率は，あらかじめ 1 年ごとに双方の契約者と当社との協議により供給地点ごとに定め，それぞれの契約者に係る接続送電サービス料金または臨時接続送電サービス料金および 1 供給地点につき，1 接続送電サービスまたは 1 臨時接続送電サービスを適用した場合の接

続送電サービス料金または臨時接続送電サービス料金の算定にあたり，同一の値を使用するものといたします。

5　発電量調整供給契約についての特別措置（再生可能エネルギー発電設備）

(1) 契約者が特定契約を締結している場合もしくは特定送配電事業者が特定契約を締結している場合または契約者が当社と再生可能エネルギー電気卸供給契約を締結し，指定した再生可能エネルギー発電設備から電気を調達する場合は，原則として，契約者または特定送配電事業者との間で発電量調整供給契約を締結し，特例発電バランシンググループを設定していただきます。この場合，契約者が締結する特定契約に係る再生可能エネルギー発電設備，特定送配電事業者が締結する特定契約に係る再生可能エネルギー発電設備および当社との再生可能エネルギー電気卸供給契約に係る再生可能エネルギー発電設備は，同一のバランシンググループに属することはできないものといたします。

(2) (1)により発電量調整供給契約を締結する場合において，発電量調整供給契約（発電者から電気を受電する場合に限ります。）の申込みに先だち，契約者（当社と再生可能エネルギー電気卸供給契約を締結する契約者を除きます。）または特定送配電事業者は，受電地点特定番号を明らかにして，申込書（当社所定の様式によります。）により，受電側接続検討の申込みをしていただきます。

(3) (1)により発電量調整供給契約を締結する場合において，発電者が特定契約を締結する電気事業者の変更を希望され，または契約者が当社もしくは特定送配電事業者との再生可能エネルギー電気卸供給契約の変更を希望されることにともない当該発電者に係る発電量調整供給契約を変更するときは，当社は，51（契約の変更）(3)に準じて契約を変更していただくことがあります。

(4) (1)により発電量調整供給契約を締結する場合において，契約者が特定送配電事業者と再生可能エネルギー電気卸供給契約を締結し，指定した再生可能エネルギー発電設備から電気を調達することを希望されるときは，契約者は，当社が受電地点において発電量調整供給を行なう際に必要となる事項について，特定送配電事業者が当社に通知する旨を承諾した文書を提出していただきます。

(5) (1)により発電量調整供給契約を締結する場合において，契約者（特定送配電事業者が契約者となる場合を除きます。）が希望されるときは，契約者の指定する発電バランシンググループ（当該発電バランシンググループにおける特定契約が 2016 年 4 月 1 日以降に締結され，かつ，再生可能エネルギー特別措置法第 2 条第 3 項第 5 号に定めるバイオマスを電気に変換する認定発電設備〔以下「バイオマス発電設備」といいます。〕であって化石燃料を混焼するもの〔再生可能エネルギー特別措置法施行規則第 14 条第 8 号ニに定める地域資源バイオマス発電設備を除きます。〕であるときを除きます。）に係る料金および必要となるその他の供給条件は次のとおりといたします。

イ　8（契約の要件）(2)イは，適用いたしません。

ロ　発電量調整供給に係る料金は，18（料金）(2)にかかわらず，18（料金）(2)に定める料金，ホにより算定されるインバランスリスク料および再生可能エネルギー予測誤差対応調整力確保料といたします。ただし，契約者が当社と再生可能エネルギー電気卸供給契約を締結し，指定した再生可能エネルギー発電設備から電気を調達する場合は，インバランスリスク料および再生可能エネルギー予測誤差対応調整力確保料は申し受けません。

ハ　特例発電バランシンググループに係る発電量調整供給の料金単価は，23（発電量調整受電計画差対応電力）(2)イ(ハ)およびロ(ハ)にかかわらず，託送供給等約款料金算定規則第29条（卸電力取引所が公表する額に限ります。）にもとづき，30分ごとに算定される金額といたします。

ただし，契約者が特定契約を締結している場合の特例発電バランシンググループに係る発電量調整供給の料金単価は，23（発電量調整受電計画差対応電力）(2)イ(ハ)およびロ(ハ)にかかわらず，託送供給等約款料金算定規則附則第 3 条（卸電力取引所が公表する額に限ります。）にもとづき，30分ごとに算定される金額といたします。

この場合，23（発電量調整受電計画差対応電力）(2)イ(ロ)およびロ(ロ)にかかわらず，発電量調整受電計画差対応補給電力料金は，特例発電バランシンググループに係る発電量調整供給およびその他の発電バランシンググループに係る発電量調整供給について，それぞれ 23（発電量調整受電計画差対応電力）(2)イ(ロ)に準じて算定したものの合計とし，発電量調整受電計画差対応余剰電力料金は，特例発電バランシンググループに係る発電量調整供給およびその他の発電バランシンググループに係る発電量調整供給について，それぞれ 23（発電量調整受電計画差対応電力）(2)ロ(ロ)に準じて算定したものの合計といたします。

ニ　特例発電バランシンググループに係る給電指令時補給電力料金単価は，26（給電指令時補給電力）(2)ニにかかわらず，託送供給等約款料金算定規則第29条（卸電力取引所が公表する額に限ります。）にもとづき，30分ごとに算定される金額といたします。

なお，契約者が特定契約を締結している場合の特例発電バランシンググループに係る給電指令時補給電力料金単価は，26（給電指令時補給電力）(2)ニにかかわらず，託送供給等約款料金算定規則附則第 3 条（卸電力取引所が公表する額に限ります。）にもとづき，30 分ごとに算定される金額といたします。

ただし，39（給電指令の実施等）(2)ホの場合で，ノンファーム電源に対して出力の抑制を実施したときの給電指令時補給電力料金単価は，39（給電指令の実施等）(5)により補給される電気を使用されているときの翌日取引を行なうための卸電力取引市場における 30 分ごとの売買取引の価格（売買取引に係る電力の受渡しが連系設備の送電容量等による制限を受けるものとして当社の供給区域において売買取引を行なうものに限ります。）に消費税等相当額を加えた金額とし，当社が30分ごとに設定するものといたします。

この場合，26（給電指令時補給電力）(2)ロにかかわらず，給電指令時補給電力料金は，特例発電バランシンググループに係る補給およびその他の発電バランシンググループに係る補給について，それぞれ26（給電指令時補給電力）(2)ロに準じて算定したものの合計といたします。

ホ　インバランスリスク料は，特例発電バランシンググループにおける 30 分ごとの発電量調整受電電力量にインバランスリスク単価を適用してえられる金額のその1月の合計（合計額が負となる場合は零といたします。）といたします。また，再生可能エネルギー予測誤差対応調整力確保料は，特例発電バランシンググループにおける 30 分ごとの発電量調整受電電力量に，再生可能エネルギー予測誤差対応単価（再生可能エネルギー特別措置法施行規則に定める再生可能エネルギー予測誤差対応調整力確保に係る単価をいいます。）を適用してえられる金額のその1月の合計といたします。

ヘ　インバランスリスク料および再生可能エネルギー予測誤差対応調整力確保料について必要となるその他の事項については，発電量調整受電計画差対応補給電力料金に準じて次の各項によ

るものといたします。

(ｲ) 29（料金の算定期間）

(ﾛ) 33（料金の算定）

(ﾊ) 34（支払義務の発生および支払期日）

(ﾆ) 35（料金その他の支払方法）

(ﾎ) 36（保証金）

(ﾍ) 48（違約金）

(ﾄ) 55（解約等）

ト　当社は，30 分ごとの契約者が締結する特定契約または当社もしくは特定送配電事業者との再生可能エネルギー電気卸供給契約に係る発電量調整受電計画電力量を決定し，原則として発電量調整供給実施日の前々日の午後 4 時までに契約者に通知いたします。

また，当社は，当該発電量調整受電計画電力量の見直しを行ない，変更後の発電量調整受電計画電力量を決定し，原則として発電量調整供給実施日の前日午前 6 時までに契約者に再通知いたします。

なお，契約者は，必要に応じて発電量調整受電計画電力量の決定に必要となる事項に関する文書を当社に提出していただきます。

チ　ローカル系統における電気の潮流が系統安定度等にもとづき算定される運用可能な容量を超過し，または超過するおそれがある場合で，当社がノンファーム電源の出力の抑制に係る通知を発電者または契約者に行なったときは，トにかかわらず，契約者は，発電量調整受電計画電力量の見直しを行なっていただきます。

リ　契約者は，発電量調整供給の実施に先だち，変更後の発電量調整受電計画電力量にもとづき発電計画を当社所定の様式により電力広域的運営推進機関を通じて当社に通知していただきます。

ヌ　リで定めた計画を変更する必要が生じた場合には，すみやかに当社に通知していただきます。

ル　この料金その他の供給条件の適用を開始した後 1 年間はこの料金その他の供給条件の適用を継続していただきます。また，この料金その他の供給条件の適用を終了した後 1 年間はこの料金その他の供給条件を適用いたしません。

(6) (1)により発電量調整供給契約を締結する場合において，契約者が当社と再生可能エネルギー電気卸供給契約を締結し，指定した再生可能エネルギー発電設備から電気を調達するときは，契約者の指定する発電バランシンググループ（(5)において，契約者が希望される場合を除きます。）に係る料金および必要となるその他の供給条件は次のとおりといたします。

イ　発電量調整供給に係る料金は，18（料金）(2)にかかわらず，18（料金）(2)に定める料金およびロにより算定されるインバランスリスク料といたします。

ロ　インバランスリスク料は，特例発電バランシンググループにおける 30 分ごとの発電量調整受電電力量にインバランスリスク単価を適用してえられる金額のその 1 月の合計（合計額が負となる場合は零といたします。）といたします。

ハ　インバランスリスク料について必要となるその他の事項については，発電量調整受電計画差対応余剰電力料金に準じて次の各項によるものといたします。

(ｲ) 29（料金の算定期間）

(ﾛ) 33（料金の算定）

(ﾊ) 34（支払義務の発生および支払期日）

(ﾆ) 35（料金その他の支払方法）

(7) (1)により発電量調整供給契約を締結する発電場所（低圧で受電する場合に限ります。）において，イに該当する複数の発電設備等（各発電設備等の出力が 10 キロワット未満の場合に限ります。また，特定送配電事業者が特定契約を締結する再生可能エネルギー発電設備を除きます。）を使用する発電場所で，契約者または発電契約者から適用の申出がある場合は，当分の間，必要となるその他の供給条件は，ロからホのとおりといたします。

イ　適　　用

次のいずれかに該当する場合に適用いたします。

(ｲ) 特定契約に係る再生可能エネルギー発電設備とそれ以外の発電設備等を設置する発電場所で，特定契約に係る再生可能エネルギー発電設備以外の電気を発電契約者が受電する場合

(ﾛ) 特定契約に係る再生可能エネルギー発電設備を複数設置する発電場所で，契約者が特定契約を締結する再生可能エネルギー発電設備と当社が特定契約を締結する再生可能エネルギー発電設備が混在する場合または当社の再生可能エネルギー電気卸供給約款にもとづき指定した再生可能エネルギー発電設備から電気を調達する場合

ロ　供給および契約の単位

当社は，15（供給および契約の単位）(1)にかかわらず，1 発電場所について 1 系統連系受電サービスを適用（当社が特定契約を締結している場合〔発電契約者が発電者との間で電力受給に関する契約を締結している場合を除きます。〕を除きます。）し，1 電気方式，1 引込，2 計量をもって発電量調整供給を行ないます。この場合，当該発電場所に係る発電バランシンググループは，計量区分ごとに発電バランシンググループを設定していただきます。

ハ　計　　量

当社は，30（計量）(1)にかかわらず，発電量調整受電電力量は，受電地点ごとに取り付けた記録型計量器および複数の発電設備等を区分するために取り付けた記録型計量器により，受電電圧と同位の電圧で，30 分単位で計量いたします。また，受電地点に取り付けた記録型計量器で計量された電力量と複数の発電設備等を区分するために取り付けた記録型計量器で計量された電力量の差し引きにより，30 分ごとに，発電バランシンググループごとに，電力量を仕訳いたします。この場合，31（電力および電力量の算定）の電力および電力量の算定上，仕訳後の電力量を受電地点で計量された電力量とみなします。

ニ　38（託送供給等の実施）(3)へは，適用いたしません。

ホ　イの適用を廃止しようとされる場合またはイの適用に該当しなくなった場合は，当該発電場所に係る取扱いを終了させるための適当な処置を行ないます。

なお，必要に応じて契約者，発電契約者および発電者に協力していただきます。

(8) 契約者が化石燃料を混焼するバイオマス発電設備から契約者が締結する特定契約に係る電気を受電する場合，当該バイオマス発電設備に係る発電量調整受電電力量は，次のとおりといたします。

イ　特例発電バランシンググループに係る発電量調整受電電力量は，当該バイオマス発電設備の受電地点で 30 分ごとに計量された電力量に，当該バイオマス発電設備のバイオマス比率（発電

によりえられる電気の量に占めるバイオマスを変換してえられる電気の量の割合をいい，特定契約の料金の算定期間ごとに算定される値といたします。）を乗じてえた値とし，30 分ごとに算定いたします。

ロ　契約者は，当該バイオマス発電設備の受電地点において他の特例発電バランシンググループに係る発電量調整供給契約等と同一計量する場合は，イの電力量の仕訳に係る順位を，38（託送供給等の実施）(3)へに準じて電力広域的運営推進機関を通じて当社に通知していただきます。

ハ　イのバイオマス比率は，算定後すみやかに契約者から当社に通知していただきます。この場合，当社は，必要に応じて，バイオマス比率の算定根拠に関する文書を契約者から提出していただきます。

ニ　特例発電バランシンググループと同一計量する発電バランシンググループに係る発電量調整受電電力量は，当該バイオマス発電設備の受電地点で計量された 30 分ごとの電力量からイおよびロにより算定された特例発電バランシンググループに係る 30 分ごとの発電量調整受電電力量を差し引いた値にもとづき，本則に準じて算定いたします。

(9) その他の事項については，発電契約者および発電者の場合に準ずるものといたします。

6　離島についての特別措置

(1) 系統連系受電サービス料金

電気事業法第 2 条第 1 項第 8 号イに定める離島（以下「離島」といいます。）における系統連系受電サービスの基本料金は，22（系統連系受電サービス）(3)イにかかわらず，次のとおりといたします。

系統連系受電課金対象電力1キロワットにつき	特別高圧系統のある離島（新潟県　佐渡島）	80円83銭
	特別高圧系統のない離島（山形県　飛島，新潟県　粟島）	80円80銭

(2) 発電量調整受電計画差対応補給電力料金単価等

離島における発電量調整受電計画差対応補給電力料金単価，接続対象計画差対応補給電力料金単価，需要抑制量調整受電計画差対応補給電力料金単価または給電指令時補給電力料金単価については，23（発電量調整受電計画差対応電力）(2)イ(ハ)，24（接続対象計画差対応電力）(2)イ(ハ)，25（需要抑制量調整受電計画差対応電力）(2)イ(ハ)，26（給電指令時補給電力）(1)ニまたは(2)ニにかかわらず，次のとおりといたします。

1 キロワット時につき	57 円 74 銭

ただし，当社が指定する要件を有する発電設備等またはファーム電源であって別途当社と給電指令時補給電力料金に関する契約を締結する設備に係る給電指令時補給電力料金単価は，当該契約によるものといたします。

(3) 発電量調整受電計画差対応余剰電力料金単価等

離島における発電量調整受電計画差対応余剰電力料金単価，接続対象計画差対応余剰電力料金単価または需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力料金単価については，23（発電量調整受電計画差対応電力）(2)ロ(ハ)，24（接続対象計画差対応電力）(2)ロ(ハ)または 25（需要抑制量調整受電計画差対応電力）(2)ロ(ハ)にかかわらず，次のとおりといたします。

1キロワット時につき	23円33銭

7　受電電圧および供給電圧と計量電圧が異なる場合の取扱い

発電量調整受電電力量，接続供給電力量，最大連系電力等および最大需要電力等は，30（計量）にかかわらず，当分の間，やむをえない場合には，受電電圧および供給電圧と異なった電圧で計量いたします。この場合，発電量調整受電電力量，接続供給電力量，最大連系電力等および最大需要電力等は，計量された発電量調整受電電力量，接続供給電力量，最大連系電力等および最大需要電力等を，受電電圧および供給電圧と同位にするために原則として 3 パーセントの計量損失率によって修正したものといたします。

8　記録型計量器以外の計量器で計量する場合の特別措置

(1) 低圧で供給する場合で，30 分ごとに計量することができない計量器（以下「記録型計量器以外の計量器」といいます。）で計量するときの供給条件については，次のとおりといたします。

イ　移行期間における 30 分ごとの接続供給電力量

その1月のうち記録型計量器以外の計量器で計量する期間（以下「移行期間」といいます。）における 30 分ごとの接続供給電力量は，移行期間において計量された接続供給電力量を移行期間における 30 分ごとの接続供給電力量として均等に配分してえられる値といたします。ただし，移行期間の接続供給電力量を時間帯区分ごとに計量する場合は，移行期間において各時間帯区分ごとに計量された接続供給電力量をそれぞれの時間帯区分の 30 分ごとの接続供給電力量として均等に配分してえられる値といたします。

ロ　移行期間において料金の変更があった場合の 30 分ごとの接続供給電力量

ハ，19（接続送電サービス）(2)イ(ﾛ)，(ﾊ)または 20（臨時接続送電サービス）(2)イによって，接続送電サービス契約電力，接続送電サービス契約電流，接続送電サービス契約容量，臨時接続送電サービス契約電流，臨時接続送電サービス契約容量または臨時接続送電サービス契約電力を定める場合で，移行期間において，接続送電サービスの種別，臨時接続送電サービスの種別，接続送電サービス契約電力，接続送電サービス契約電流，接続送電サービス契約容量，臨時接続送電サービス契約電流，臨時接続送電サービス契約容量，臨時接続送電サービス契約電力等を変更したことにより，料金に変更があったときは，移行期間における接続供給電力量を，料金の変更のあった日の前後の期間の日数にそれぞれ接続送電サービス契約電力，接続送電サービス契約電流，接続送電サービス契約容量，臨時接続送電サービス契約電流，臨時接続送電サービス契約容量または臨時接続送電サービス契約電力を乗じた値の比率により区分して算定いたします。

この場合，移行期間における料金の変更のあった日の前後の接続供給電力量を，イに準じて，30 分ごとの接続供給電力量として均等に配分いたします。

ハ　接続送電サービス契約電力

契約者が 19（接続送電サービス）(2)イ(ｲ)によって接続送電サービス契約電力を定めることを希望される場合は，当分の間，19（接続送電サービス）(2)イ(ｲ)にかかわらず，供給地点ごとに，負荷設備の容量等を基準として，契約者と当社との協議によって定めることがあります。

(2) 発電量調整供給の場合で，当該発電量調整供給に係る発電量調整受電電力量を記録型計量器以

外の計量器で計量するときの 30 分ごとの発電量調整受電電力量の計量値は，当分の間，発電契約者と当社との協議によって定めます。

なお，高圧または特別高圧で受電する場合の最大連系電力等は，原則として，発電量調整受電電力の最大値といたします。

9　発電量調整供給に係る発電設備等が調整電源に該当する場合の特別措置

(1) 1 発電場所において，調整電源に該当する発電設備等が複数存在する場合で，当該複数の調整電源のうち，一部の調整電源の故障等が発生したときは，31(電力および電力量の算定) (20)イおよび(21)イにおける発電量調整受電計画差対応補給電力量および発電量調整受電計画差対応余剰電力量の算定上，31（電力および電力量の算定）(2)イにかかわらず，発電契約者と当社との協議によってその 30 分ごとに定めた値を，当該受電地点におけるその 30 分ごとの発電量調整受電電力量とみなします。

(2) 1 発電場所において，調整電源に該当する発電設備等と調整電源に該当しない発電設備等が混在する場合は，調整電源に該当する発電設備等と調整電源に該当しない発電設備等を異なる発電バランシンググループに設定していただきます。また，当該受電地点における 30 分ごとの電力量および電力量の計画値は，発電契約者と当社との協議によって発電バランシンググループごとに定めます。この場合，31（電力および電力量の算定）の電力および電力量の算定上，協議により定めた値を，当該受電地点において 30 分ごとに計量された電力量および当該受電地点において当社が発電契約者から受電する電気の 30 分ごとの電力量の計画値とみなします。

10　損害賠償の免責についての特別措置（再生可能エネルギー発電設備）

発電者が再生可能エネルギー特別措置法附則第 4 条第 1 項に定める旧特定供給者に該当する場合で，39（給電指令の実施等）によって発電者の発電もしくは放電を制限し，または中止したことにより，発電者が損害（再生可能エネルギー特別措置法施行規則第 14 条第 8 号トにおいて特定契約申込者が補償を求めることができるとされている場合の損害に限ります。）を受けたときは，49（損害賠償の免責）(1)にかかわらず，発電契約者の求めに応じ，当社は，当該損害について，再生可能エネルギー特別措置法施行規則第 14 条第 8 号トに定める額を限度として，補償するものといたします。

なお，当社は，同一の原因により発電契約者または発電者の受けた当該損害について，賠償の責めを負いません。

11　みなし登録特定送配電事業者についての特別措置

この約款実施の際現に改正前の電気事業法附則第 4 条第 2 項に規定されるみなし登録特定送配電事業者が，特定送配電事業の用に供するための託送供給を行なう場合の料金および必要となるその他の供給条件のうち，この約款によりがたい事項については，みなし登録特定送配電事業者と当社との協議によって定めます。

12　受電地点への供給設備の工事費負担金（電源接続案件募集プロセス）

2以上の発電契約者が受電地点への供給設備の全部または一部を共用する場合であって，発電契約者ごとの共用部分の工事費を電源接続案件募集プロセスにおける入札等によって算定するときは，67（受電地点への供給設備の工事費負担金）(6)ロにかかわらず，当該入札等において算定された金

額を，発電契約者ごとの共用部分の工事費といたします。

13　発電量調整供給開始に至らないで発電量調整供給契約を廃止または変更される場合の費用の申受け（電源接続案件募集プロセス）

供給設備の一部または全部を施設した後，発電契約者または発電者の都合によって発電量調整供給の開始に至らないで発電量調整供給契約を廃止または変更される場合等で，発電契約者との間で電源接続案件募集プロセスにもとづき入札保証金および工事費負担金補償金等を定めるときは，72（供給開始に至らないで契約を廃止または変更される場合等の費用の申受け）(2)ただし書にかかわらず，供給設備の工事を行なう前であっても，原則としてその金額を発電契約者から申し受けます。

14　軽負荷期等における電気の使用に係る特別措置

(1) 需要者の発電設備の停止または出力の抑制により生じた不足電力の補給にあてるための電気を使用される場合における特別措置

イに定める適用範囲に該当する接続供給契約で，あらかじめ契約者からこの特別措置の適用の申出がある場合の料金および必要となるその他の供給条件は，当分の間，次のとおりといたします。

イ　適 用 範 囲

契約者が次の時間帯に，19（接続送電サービス）(2)ニによって接続送電サービス契約電力を定める供給地点において，需要者の発電設備の停止または出力の抑制により生じた不足電力の補給にあてるための電気を使用する場合に適用いたします。

(ｲ) 軽負荷期（毎年3月1日から6月30日までの期間をいいます。）における午前8時から午後4時までの時間

(ﾛ) 再生可能エネルギー発電設備出力抑制対象時間（当社が再生可能エネルギー発電設備の出力抑制の可能性または出力抑制の要請を公表した場合における当該出力抑制の対象となる時間帯をいいます。）

ロ　特別措置の適用申込みおよび使用の申出

(ｲ) 契約者は，この特別措置の適用を希望する供給地点に係る事項（需要者の名称，需要場所〔供給地点特定番号を含みます。〕）を明らかにして，当社所定の様式により，申込みをしていただきます。

(ﾛ) 原則として，当社が指定する期限までに，使用の申出をしていただきます。

(ﾊ) 15（供給および契約の単位）(2)ロによって当社が分割接続供給を行なう場合で，この特別措置の適用を希望され，需要者の発電設備の停止または出力の抑制により生じた不足電力の補給にあてるための電気を使用されるときは，あらかじめ双方の契約者で協議のうえ，(ｲ)および(ﾛ)に準じて，申込みおよび申出をしていただきます。

ハ　接続送電サービス契約電力

接続送電サービス契約電力は，19（接続送電サービス）(2)ニによって定めた値といたします。

なお，19（接続送電サービス）(2)ニの不足電力の補給にあてるための電気の供給分以外の供給分の算定上，この特別措置により電気を使用されたその1月の最大需要電力等は，その1月の最大需要電力等から19（接続送電サービス）(2)ニの契約者と当社との協議によって定めた値を差し引いたものといたします。

ニ　接続送電サービス料金

この特別措置により電気を使用したときの基本料金は，19（接続送電サービス）(3)ロ(ｲ) c (a)，(ﾛ) c (a)，ハ(ｲ) c (a)または(ﾛ) c (a)における需要者の発電設備の検査，補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気をまったく使用しないときに準じて算定いたします。ただし，その1月にこの特別措置により電気を使用し，かつ，需要者の発電設備の検査，補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気を使用したときの基本料金は，19（接続送電サービス）(3)ロ(ｲ) c (a)，(ﾛ) c (a)，ハ(ｲ) c (a)または(ﾛ) c (a)に準じて算定いたします。

ホ　そ　の　他

(ｲ) 当社は，契約者との間で，この特別措置の適用に必要となる事項について，別途覚書を締結することがあります。

(ﾛ) 当社は，電気の需給状況その他によってやむをえない場合には，この特別措置の適用をしないことがあります。

(2) 1年を通じての最大需要電力等が負荷移行先時間に発生する場合の取扱いについての特別措置

イ　19（接続送電サービス）(4)の適用を受ける供給地点において，需要者が軽負荷期（ただし，毎年3月1日から3月31日までの期間および6月1日から6月30日までの期間を除きます。）における土曜日の午前8時から午後4時までの時間または再生可能エネルギー発電設備出力抑制対象時間に負荷移行を行ない，1年を通じての最大需要電力等が負荷移行先時間（夜間時間，軽負荷期〔ただし，毎年3月1日から3月31日までの期間および6月1日から6月30日までの期間を除きます。〕における土曜日の午前8時から午後4時までの時間および再生可能エネルギー発電設備出力抑制対象時間をいいます。）に発生する場合で，契約者と当社との協議がととのったときのその供給地点の各月の接続送電サービス料金は，当分の間，19（接続送電サービス）(4)にかかわらず，19（接続送電サービス）(3)によって算定された金額から(ｲ)によって算定されたピークシフト割引額を差し引いたものといたします。

(ｲ) ピークシフト割引額

ピークシフト割引額は，19（接続送電サービス）(4)イに準じて算定された金額といたします。この場合，19（接続送電サービス）(4)イにいうロのピークシフト電力は，(ﾛ)のピークシフト電力といたします。

(ﾛ) ピークシフト電力

ピークシフト電力は，その需要者の接続送電サービス契約電力からその需要者の1年を通じての負荷移行元時間（負荷移行先時間以外の時間をいいます。）における接続供給電力の最大値を差し引いた値を上限として，負荷移行先時間に移行する負荷設備の容量（キロワット）等にもとづき，あらかじめ契約者と当社との協議によって定めます。

なお，分割接続供給の場合は，それぞれの契約者に係るピークシフト電力とあわせて，33（料金の算定）(11)にもとづき料金の調整を行なうために，1 供給地点につき，1 接続送電サービスを適用したときのピークシフト電力を，あらかじめ双方の契約者と当社との協議によって定めます。

また，各月の負荷移行元時間における接続供給電力の最大値の実績等から，ピークシフト電力が不適当と認められる場合には，すみやかにピークシフト電力を適正なものに変更して

いただきます。

(ﾊ) 1年を通じて負荷移行先時間に最大需要電力等が発生しないことが明らかになった場合等については，本取扱いの適用をただちに解消いたします。

なお，それが19（接続送電サービス）(4)の取扱い適用後1年に満たない場合は，既に適用したピークシフト割引額（19〔接続送電サービス〕(4)によって適用したピークシフト割引額を含みます。）の合計金額を本取扱いの適用が解消された月の接続送電サービス料金に加算したものをその月の接続送電サービス料金として算定いたします。

(ﾆ) この特別措置の適用にともない，19（接続送電サービス）(4)ハに該当する場合であっても，19（接続送電サービス）(4)ハに定める適用後1年に満たない場合の取扱いは適用いたしません。

ロ　高圧または特別高圧で供給する場合で，需要者が負荷移行元時間から負荷移行先時間への負荷移行を行なった結果，1 年を通じての最大需要電力等が負荷移行先時間に発生し，かつ，契約者が標準接続送電サービスまたは時間帯別接続送電サービスの適用を受け，契約者と当社との協議がととのったときのその供給地点の各月の接続送電サービス料金は，当分の間，19（接続送電サービス）(3)によって算定された金額から(ｲ)によって算定されたピークシフト割引額を差し引いたものといたします。

(ｲ) ピークシフト割引額

ピークシフト割引額は，19（接続送電サービス）(4)イに準じて算定された金額といたします。この場合，19（接続送電サービス）(4)イにいうロのピークシフト電力は，(ﾛ)のピークシフト電力といたします。

(ﾛ) ピークシフト電力

ピークシフト電力は，需要者の負荷移行により負荷移行元時間から負荷移行先時間に移行された増分電力をいい，その需要者の接続送電サービス契約電力からその需要者の１年を通じての負荷移行元時間における接続供給電力の最大値を差し引いた値を上限として，負荷移行先時間に移行する負荷設備の容量（キロワット）等にもとづき，あらかじめ契約者と当社との協議によって定めます。

なお，分割接続供給の場合は，それぞれの契約者に係るピークシフト電力とあわせて，33（料金の算定）(11)にもとづき料金の調整を行なうために，1 供給地点につき，1 接続送電サービスを適用したときのピークシフト電力を，あらかじめ双方の契約者と当社との協議によって定めます。

また，各月の負荷移行元時間における接続供給電力の最大値の実績等から，ピークシフト電力が不適当と認められる場合には，すみやかにピークシフト電力を適正なものに変更していただきます。

(ﾊ) 1 年を通じて負荷移行先時間に最大需要電力等が発生しないことが明らかになった場合等については，本取扱いの適用をただちに解消いたします。

なお，それが本取扱い適用後１年に満たない場合は，既に適用したピークシフト割引額の合計金額を本取扱いの適用が解消された月の接続送電サービス料金に加算したものをその月の接続送電サービス料金として算定いたします。

ハ　附則 4（揚水発電設備等が設置された需要場所に接続供給を行なう場合の特別措置）の適用を

受け，かつ，イまたはロの適用を受ける場合のピークシフト電力は，附則 4（揚水発電設備等が設置された需要場所に接続供給を行なう場合の特別措置）(2)ロまたはイ(ﾛ)もしくはロ(ﾛ)にかかわらず，その需要者の接続送電サービス契約電力からその需要者の 1 年を通じての負荷移行元時間における接続供給電力の最大値を差し引いた値を上限として，負荷移行先時間に移行する負荷設備の容量（キロワット），揚水最大電力等およびその他最大電力等ならびに揚水等損失率等にもとづき，あらかじめ契約者と当社との協議によって定めます。

なお，分割接続供給の場合は，それぞれの契約者に係るピークシフト電力とあわせて，33（料金の算定）(11)にもとづき料金の調整を行なうために，1 供給地点につき，1 接続送電サービスを適用したときのピークシフト電力を，あらかじめ双方の契約者と当社との協議によって定めます。

また，各月の負荷移行元時間における接続供給電力の最大値の実績等から，ピークシフト電力が不適当と認められる場合には，すみやかにピークシフト電力を適正なものに変更していただきます。

15　再エネ海域利用法に係る特別措置

再エネ海域利用法第 8 条第 1 項の規定による海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域の指定に関する国からの要請による受電側接続検討について，電力広域的運営推進機関から依頼を受けた場合は，受電側接続検討の申込みがなされたものとみなし，9（検討および契約の申込み）(1)にもとづき受電側接続検討をいたします。この場合，検討料については，選定事業者を発電者とする発電契約者から申し受けます。

16　給電指令時補給電力料金に係る特別措置

39（給電指令の実施等）(2)への場合で，連系に係る受電側接続検討申込書類を当社が 2023 年 1 月 31 日までに受領し，当該受電側接続検討を当社が 2023 年 3 月 31 日までに受け付けたノンファーム電源（ローカル系統の増強に要する工事費負担金を当社が申し受けた発電設備等に限ります。以下「みなしファーム電源」といいます。）に対して出力の抑制を実施したときは，26（給電指令時補給電力）(2)ニ，31（電力および電力量の算定）(20)ロおよび(21)ロにおいて，当該発電設備等をファーム電源として取り扱います。

17　バランシンググループの設定に係る特別措置

契約者，発電契約者または需要抑制契約者が配電事業者（当社供給区域内において事業を営むものに限ります。）の供給区域において配電事業者の託送供給等約款（電気事業法第 27 条の 12 の 11 第 1 項にもとづき配電事業者が経済産業大臣に届け出たものをいい，電気事業法第 27 条の 12 の 11 第 2 項ただし書にもとづき経済産業大臣の承認を受けた料金その他の供給条件を含みます。以下「配電事業者の約款」といいます。）により託送供給または電力量調整供給を受ける場合で，当該配電事業者の配電事業に係る業務の一部（発電量調整受電計画差対応電力，接続対象計画差対応電力および需要抑制量調整受電計画差対応電力の不足電力の補給または送電超過分電力もしくは抑制超過分電力の購入ならびに給電指令等により生じた不足電力の補給に係る業務といたします。）について，当該配電事業者と当社との間で受委託に関する契約を締結し，かつ，契約者，発電契約者または需要

抑制契約者が当該配電事業者の供給区域における需要場所または発電場所（調整電源に該当する発電場所を除きます。）をこの約款で設定する需要バランシンググループ，発電バランシンググループまたは需要抑制バランシンググループに属することを希望されるときの料金および必要となるその他の供給条件は，当分の間，次のとおりといたします。

(1) 代表契約者の選任

契約者および配電事業者の約款に定める契約者が複数となる場合で，1 需要バランシンググループを設定することを希望されるときは，次のとおりとしていただきます。

イ　4（代表契約者の選任）にかかわらず，自己等への電気の供給の用に供するための接続供給契約の場合を除き，1 需要バランシンググループを設定することを希望されるすべての者がこの約款にもとづいて当社と接続供給契約を締結するものとし，1 接続供給契約における契約者を複数としていただきます。この場合，当該接続供給契約においては1需要バランシンググループを設定するものとし，この約款に関する当社との協議および接続供給の実施に関する事項についての権限を複数の契約者全員から委任された契約者を，代表契約者としてあらかじめ選任していただき，かつ，契約者が行なう，当社との手続きおよび協議，この約款に定める金銭債務の支払い等は，代表契約者を通じて行なっていただきます。また，当社は，契約者との協議および契約者への通知を代表契約者に対して行ないます。ただし，当社は，必要に応じて，代表契約者以外の契約者と，協議等をさせていただくことがあります。

ロ　契約者は，配電事業者と締結する接続供給契約においても，イによって代表契約者に選任された契約者を代表契約者としてあらかじめ選任していただきます。ただし，イによって代表契約者に選任された契約者と配電事業者が接続供給契約を締結し，イにおいて1需要バランシンググループを設定する他の契約者が当該配電事業者と接続供給契約を締結しない場合を除きます。

(2) 契約の要件

需要抑制契約者が需要抑制量調整供給契約を希望される場合で，需要抑制契約者が特定卸供給を行なう事業を営むものであるときは，8（契約の要件）(4)イにかかわらず，次のいずれにも該当すること。

イ　需要者（配電事業者の約款に定める需要者を含みます。）に対して，次の(ｲ)および(ﾛ)の事項を定めた需要抑制に関する計画を適時に策定し，当該計画にしたがって適切な需要抑制の指示を適時に出すことができること。

(ｲ) 需要抑制量（1 キロワットをこえる電気を抑制しようとするものに限ります。）

(ﾛ) 需要抑制の実施頻度および時期

ロ　イによってえられた 100 キロワットをこえる電気（配電事業者の約款に定める需要抑制量調整供給契約における電気を含みます。）を供給しようとするものであること。

ハ　電気の安定かつ適正な供給を確保するための適切な需給管理体制および情報管理体制を確立し，実施および維持することができること。

ニ　需要者の保護の観点から適切な情報管理体制を確立し，実施および維持できること。

ホ　需要者と電力需給に関する契約等を締結している契約者が供給力を確保するよう，当該契約者と需要抑制契約者との間または当該契約者と需要者との間で適切な契約がなされていること。

(3) 供給および契約の単位

イ　接続供給の場合，契約者は配電事業者の供給区域における需要場所について，この約款で設

定する需要バランシンググループと同一の需要バランシンググループを設定していただきます。

ロ　発電量調整供給の場合，発電契約者は配電事業者の供給区域における発電場所（調整電源に該当する場合を除きます。）について，この約款で設定する発電バランシンググループと同一の発電バランシンググループを設定していただきます。

ハ　需要抑制量調整供給の場合，需要抑制契約者は配電事業者の供給区域における需要場所について，この約款で設定する需要抑制バランシンググループと同一の需要抑制バランシンググループを設定していただきます。

なお，需要抑制契約者は，需要者（配電事業者の約款に定める需要者を含みます。）と電力需給に関する契約等を締結している契約者が同一で，かつ，需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量および需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量の算定方法（31〔電力および電力量の算定〕(14)イまたはロならびに配電事業者の約款に定める需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量および需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量の算定方法をいいます。）が同一となるように需要抑制バランシンググループを設定していただきます。この場合，当該需要場所は複数の需要抑制バランシンググループ（配電事業者の約款で設定する需要抑制バランシンググループを含みます。）に属することはできないものといたします。

(4) 料　　金

イ　発電量調整受電計画差対応電力

発電バランシンググループにおいて，発電量調整受電計画差対応電力の算定上，23（発電量調整受電計画差対応電力）にかかわらず，次のとおりといたします。

(ｲ) 適　　用

発電バランシンググループにおいて，39（給電指令の実施等）(5)もしくは(6)または配電事業者の約款にもとづき配電事業者が発電契約者または配電事業者の約款に定める発電者に対して給電指令等を実施することにより補給される電気を使用されていないときに適用いたします。

(ﾛ) 発電量調整受電計画差対応電力

a　発電量調整受電計画差対応補給電力

(a) 適 用 範 囲

30 分ごとの発電量調整受電電力量（配電事業者の約款に定める発電量調整受電電力量を含みます。）が，その 30 分の(5)ロの発電量調整受電計画電力量を下回る場合に生じた不足電力の補給にあてるための電気に適用いたします。

(b) 発電量調整受電計画差対応補給電力料金

発電量調整受電計画差対応補給電力料金は，30 分ごとの発電量調整受電計画差対応補給電力量に(c)の発電量調整受電計画差対応補給電力料金単価を適用してえられる金額のその 1 月の合計といたします。

(c) 発電量調整受電計画差対応補給電力料金単価

発電量調整受電計画差対応補給電力料金単価は，託送供給等約款料金算定規則第 27 条にもとづきインバランス料金として算定される金額に消費税等相当額を加えた金額とし，当社が 30 分ごとに設定するものといたします。

b　発電量調整受電計画差対応余剰電力

(a) 適 用 範 囲

30 分ごとの発電量調整受電電力量（配電事業者の約款に定める発電量調整受電電力量を含みます。）が，その 30 分の(5)ロの発電量調整受電計画電力量を上回る場合の送電超過分電力について，当社が購入する電気に適用いたします。

(b) 発電量調整受電計画差対応余剰電力料金

発電量調整受電計画差対応余剰電力料金は，30 分ごとの発電量調整受電計画差対応余剰電力量に(c)の発電量調整受電計画差対応余剰電力料金単価を適用してえられる金額のその 1 月の合計といたします。

(c) 発電量調整受電計画差対応余剰電力料金単価

発電量調整受電計画差対応余剰電力料金単価は，託送供給等約款料金算定規則第 27 条にもとづきインバランス料金として算定される金額に消費税等相当額を加えた金額とし，当社が 30 分ごとに設定するものといたします。

ロ　接続対象計画差対応電力

需要バランシンググループにおいて，接続対象計画差対応電力の算定上，24（接続対象計画差対応電力）にかかわらず，次のとおりといたします。

(ｲ) 適　　用

39（給電指令の実施等）(4)または配電事業者の約款にもとづき配電事業者が契約者に対して給電指令等を実施することにより補給される電気を使用されていないときに適用いたします。

(ﾛ) 接続対象計画差対応電力

a　接続対象計画差対応補給電力

(a) 適 用 範 囲

30 分ごとの接続対象電力量（配電事業者の約款に定める接続対象電力量を含みます。）が，その 30 分の(5)ニの接続対象計画電力量を上回る場合に生じた不足電力の補給にあてるための電気に適用いたします。

(b) 接続対象計画差対応補給電力料金

接続対象計画差対応補給電力料金は，30 分ごとの接続対象計画差対応補給電力量に(c)の接続対象計画差対応補給電力料金単価を適用してえられる金額のその 1 月の合計といたします。

(c) 接続対象計画差対応補給電力料金単価

接続対象計画差対応補給電力料金単価は，託送供給等約款料金算定規則第 27 条にもとづきインバランス料金として算定される金額に消費税等相当額を加えた金額とし，当社が 30 分ごとに設定するものといたします。

b　接続対象計画差対応余剰電力

(a) 適 用 範 囲

30 分ごとの接続対象電力量（配電事業者の約款に定める接続対象電力量を含みます。）が，その 30 分の(5)ニの接続対象計画電力量を下回る場合の送電超過分電力について，当社が購入する電気に適用いたします。

(b) 接続対象計画差対応余剰電力料金

接続対象計画差対応余剰電力料金は，30 分ごとの接続対象計画差対応余剰電力量に(c)の接続対象計画差対応余剰電力料金単価を適用してえられる金額のその 1 月の合計といたします。

(c) 接続対象計画差対応余剰電力料金単価

接続対象計画差対応余剰電力料金単価は，託送供給等約款料金算定規則第 27 条にもとづきインバランス料金として算定される金額に消費税等相当額を加えた金額とし，当社が 30 分ごとに設定するものといたします。

ハ　需要抑制量調整受電計画差対応電力

需要抑制バランシンググループにおいて，需要抑制量調整受電計画差対応電力の算定上，25（需要抑制量調整受電計画差対応電力）にかかわらず，次のとおりといたします。

(ｲ) 適　　用

需要抑制バランシンググループに適用いたします。

(ﾛ) 需要抑制量調整受電計画差対応電力

a　需要抑制量調整受電計画差対応補給電力

(a) 適 用 範 囲

30 分ごとの需要抑制量調整受電電力量（配電事業者の約款に定める需要抑制量調整受電電力量を含みます。）が，その 30 分の(5)への需要抑制量調整受電計画電力量を下回る場合に生じた不足電力の補給にあてるための電気に適用いたします。

(b) 需要抑制量調整受電計画差対応補給電力料金

需要抑制量調整受電計画差対応補給電力料金は，30 分ごとの需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量に(c)の需要抑制量調整受電計画差対応補給電力料金単価を適用してえられる金額のその 1 月の合計といたします。

(c) 需要抑制量調整受電計画差対応補給電力料金単価

需要抑制量調整受電計画差対応補給電力料金単価は，託送供給等約款料金算定規則第 27 条にもとづきインバランス料金として算定される金額に消費税等相当額を加えた金額とし，当社が 30 分ごとに設定するものといたします。

b　需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力

(a) 適 用 範 囲

30 分ごとの需要抑制量調整受電電力量（配電事業者の約款に定める需要抑制量調整受電電力量を含みます。）が，その 30 分の(5)への需要抑制量調整受電計画電力量を上回る場合の抑制超過分電力について，当社が購入する電気に適用いたします。

(b) 需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力料金

需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力料金は，30 分ごとの需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量に(c)の需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力料金単価を適用してえられる金額のその 1 月の合計といたします。

(c) 需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力料金単価

需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力料金単価は，託送供給等約款料金算定規則第 27 条にもとづきインバランス料金として算定される金額に消費税等相当額を加えた金額とし，当社が 30 分ごとに設定するものといたします。

ニ　給電指令時補給電力

発電バランシンググループまたは需要バランシンググループにおいて，給電指令時補給電力の算定上，26（給電指令時補給電力）にかかわらず，次のとおりといたします。

(ｲ) 契約者に係る給電指令時補給電力料金

a　適 用 範 囲

39（給電指令の実施等）(4)または配電事業者の約款にもとづき配電事業者が契約者に対して給電指令等を実施することにより補給される電気を使用されているときに適用いたします。

b　給電指令時補給電力料金

給電指令時補給電力料金は，ｃに定める 30 分ごとの給電指令時補給電力量にｄの給電指令時補給電力料金単価を適用してえられる金額のその 1 月の合計といたします。

c　給電指令時補給電力量

給電指令時補給電力量は，給電指令等の間，(5)ヌにより 30 分ごとに算定された値といたします。

d　給電指令時補給電力料金単価

給電指令時補給電力料金単価は，託送供給等約款料金算定規則第 27 条にもとづきインバランス料金として算定される金額に消費税等相当額を加えた金額とし，当社が 30 分ごとに設定するものといたします。

(ﾛ) 発電契約者に係る給電指令時補給電力料金

a　適 用 範 囲

39（給電指令の実施等）(5)もしくは(6)または配電事業者の約款にもとづき配電事業者が発電契約者または配電事業者の約款に定める発電者に対して給電指令等を実施することにより補給される電気を使用されているときに，補給される電気を使用する発電バランシンググループに適用いたします。

b　給電指令時補給電力料金

給電指令時補給電力料金は，ｃに定める 30 分ごとの給電指令時補給電力量にｄの給電指令時補給電力料金単価を適用してえられる金額のその 1 月の合計といたします。

c　給電指令時補給電力量

給電指令時補給電力量は，給電指令等の間，(5)チにより 30 分ごとに算定された値といたします。

d　給電指令時補給電力料金単価

給電指令時補給電力料金単価は，託送供給等約款料金算定規則第 27 条にもとづきインバランス料金として算定される金額に消費税等相当額を加えた金額とし，当社が 30 分ごとに設定するものといたします。ただし，39（給電指令の実施等）(2)ホの場合で，ノンファーム電源（配電事業者の約款に定めるノンファーム電源を含みます。）に対して出力の抑制を実施したときは，39（給電指令の実施等）(5)により補給される電気を使用されているときの翌日取引を行なうための卸電力取引市場における 30 分ごとの売買取引の価格（売買取引に係る電力の受渡しが連系設備の送電容量等による制限を受けるものとして当社の供給区域において売買取引を行なうものに限ります。）に消費税等相当額を加えた金額とし，当社

が 30 分ごとに設定するものといたします。また，当社もしくは配電事業者が指定する要件を有する発電設備等またはファーム電源（配電事業者の約款に定めるファーム電源を含みます。）であって別途当社もしくは配電事業者と給電指令時補給電力料金に関する契約を締結する設備については，当該契約によるものといたします。

(5) 電力および電力量の算定

イ　発電量調整受電計画電力

発電量調整受電計画電力は，31（電力および電力量の算定）(3)にかかわらず，ロの発電量調整受電計画電力量の値を 2 倍した値とし，30 分ごとに算定いたします。

ロ　発電量調整受電計画電力量

発電量調整受電計画電力量は，31（電力および電力量の算定）(4)ロにかかわらず，受電地点（配電事業者の約款に定める受電地点を含みます。）において当社および配電事業者が発電契約者から受電する電気の 30 分ごとの電力量の計画値（受電地点〔配電事業者の約款に定める受電地点を含みます。〕が複数ある場合はその合計といたします。）で，発電契約者があらかじめ電力広域的運営推進機関を通じて当社に通知する発電計画といたします。ただし，別表 11（発電計画・調達計画・販売計画）に定める当日計画の発電計画と調達計画の合計値が 30 分ごとに販売計画の値と一致しない等の場合は，別表 8（発電量調整受電計画電力量，接続対象計画電力量および需要抑制量調整受電計画電力量に関する取扱い）(1)のとおりといたします。

ハ　接続対象計画電力

接続対象計画電力は，31（電力および電力量の算定）(11)にかかわらず，ニの接続対象計画電力量の値を 2 倍した値とし，30 分ごとに算定いたします。

ニ　接続対象計画電力量

接続対象計画電力量は，31（電力および電力量の算定）(12)にかかわらず，30 分ごとの接続対象電力量の計画値（供給地点〔配電事業者の約款に定める供給地点を含みます。〕が複数ある場合はその合計といたします。）で，契約者があらかじめ電力広域的運営推進機関を通じて当社に通知する需要想定値といたします。ただし，別表 10（需要計画・調達計画・販売計画）に定める当日計画の需要想定値に対する取引計画（調達計画から販売計画を差し引いたものといたします。）が 30 分ごとに需要想定値と一致しない等の場合は，別表 8（発電量調整受電計画電力量，接続対象計画電力量および需要抑制量調整受電計画電力量に関する取扱い）(2)のとおりといたします。

ホ　需要抑制量調整受電計画電力

需要抑制量調整受電計画電力は，31（電力および電力量の算定）(15)にかかわらず，への需要抑制量調整受電計画電力量の値を 2 倍した値とし，30 分ごとに算定いたします。

ヘ　需要抑制量調整受電計画電力量

需要抑制量調整受電計画電力量は，31（電力および電力量の算定）(16)にかかわらず，当社および配電事業者が需要抑制契約者から受電する電気の 30 分ごとの電力量の計画値で，需要場所（配電事業者の約款に定める需要場所を含みます。）ごとに，需要抑制契約者があらかじめ電力広域的運営推進機関を通じて当社に通知する需要抑制計画値といたします。ただし，別表 12（需要抑制計画・調達計画・販売計画・ベースライン）に定める当日計画の調達計画が 30 分ごとに販売計画の値と一致しない等の場合は，別表 8（発電量調整受電計画電力量，接続対象計画

電力量および需要抑制量調整受電計画電力量に関する取扱い）(3)のとおりといたします。

ト　ベースライン

ベースラインは，31（電力および電力量の算定）(17)にかかわらず，需要抑制量調整供給に係る需要抑制を行なわない場合の需要場所（配電事業者の約款に定める需要場所を含みます。）に係る供給地点で計量される接続供給電力量（配電事業者の約款に定める接続供給電力量を含みます。）を損失率で修正した電力量の計画値で，需要場所（配電事業者の約款に定める需要場所を含みます。）ごと（15〔供給および契約の単位〕(1)イまたはロの場合は1接続送電サービスまたは1臨時接続送電サービスごとといたします。また，配電事業者の約款に定める需要場所に複数の接続送電サービス等が適用されている場合は，1 接続送電サービス等ごとといたします。）に，需要抑制契約者があらかじめ電力広域的運営推進機関を通じて当社に通知するものといたします。

チ　発電量調整受電計画差対応補給電力量

発電量調整受電計画差対応補給電力量は，31（電力および電力量の算定）(20)ロにかかわらず，次の(ｲ)，(ﾛ)および(ﾊ)によって算定された値とし，発電バランシンググループごとに算定いたします。

(ｲ) 30 分ごとに，受電地点（配電事業者の約款に定める受電地点を含みます。）で計量された電力量の合計がその 30 分における発電量調整受電計画電力量を下回る場合に，30 分ごとに，次の式により算定された値といたします。

発電量調整受電計画差対応補給電力量
＝ 発電量調整受電計画電力量 － 発電量調整受電電力量

(ﾛ) 次の場合で，当社または配電事業者が給電指令時補給を行なったときは，発電量調整受電計画差対応補給電力量の算定上，当該発電設備等の 30 分ごとの発電量調整受電計画電力量を当該受電地点における 30 分ごとの発電量調整受電電力量とみなします。この場合，当該発電設備等の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量の算定上，当該受電地点のみによる発電バランシンググループが設定されているとみなし，その発電量調整受電計画差対応補給電力量は，30 分ごとに，次の式により算定された値といたします。

発電量調整受電計画差対応補給電力量
＝ 発電量調整受電計画電力量 － 発電量調整受電電力量

a　当社または配電事業者が指定する要件を有する発電設備等であって別途当社または配電事業者と給電指令時補給電力料金に関する契約を締結する設備に対して出力の抑制を実施した場合

b　39（給電指令の実施等）(2)イの場合で，原則として 30 分ごとの実需給の開始時刻の 1 時間前以降に発電量調整供給に係る発電設備等に対してＮ－1 電制（配電事業者の約款に定めるＮ－1 電制を含みます。）を実施したとき。

c　39（給電指令の実施等）(2)ホの場合で，発電量調整供給に係る発電設備等（配電事業者の約款に定める発電量調整供給に係る発電設備等を含みます。）に対して出力の抑制を実施したとき。

d　39（給電指令の実施等）(2)への場合で，ファーム電源（配電事業者の約款に定めるファーム電源を含みます。）に対して出力の抑制を実施したとき。

(ハ) 次の場合で，当社または配電事業者が給電指令時補給を行なったときは，発電量調整受電計画差対応補給電力量の算定上，当該発電設備等の 30 分ごとの発電量調整受電計画電力量を当該受電地点における 30 分ごとの発電量調整受電電力量とみなします。この場合，当該発電設備等の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量の算定上，当該受電地点のみによる発電バランシンググループが設定されているとみなし，その発電量調整受電計画差対応補給電力量は，30 分ごとに，次により算定された値といたします。

a　当社または配電事業者が 39（給電指令の実施等）(2)イ，ロ，ハまたはトの場合の給電指令等および 39（給電指令の実施等）(2)ホの場合の給電指令等により，同時に出力の抑制を実施した場合

(a) 発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が，39（給電指令の実施等）(2)ホによる出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）を下回る場合

39（給電指令の実施等）(2)ホによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，次の式により算定された値とし，39（給電指令の実施等）(2)イ，ロ，ハまたはトによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，零といたします。

発電量調整受電計画差対応補給電力量
＝ 発電量調整受電計画電力量 － 発電量調整受電電力量

(b) 発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が，39（給電指令の実施等）(2)ホによる出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）と一致または上回る場合

39（給電指令の実施等）(2)ホによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，39（給電指令の実施等）(2)ホによる出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）とし，39（給電指令の実施等）(2)イ，ロ，ハまたはトによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，次の式により算定された値といたします。

発電量調整受電計画差対応補給電力量
＝ 発電量調整受電計画電力量
－ 39（給電指令の実施等）(2)ホによる出力抑制対象電力量
－ 発電量調整受電電力量

b　当社または配電事業者がファーム電源（配電事業者の約款に定めるファーム電源を含みます。）に対して，39（給電指令の実施等）(2)イ，ロ，ハまたはトの場合の給電指令等および 39（給電指令の実施等）(2)への場合の給電指令等により，同時に出力の抑制を実施した場合

(a) 発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が，39（給電指令の実施等）(2)へによる出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）を下回る場合

39（給電指令の実施等）(2)へによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，次の式により算定された値とし，39（給電指令の実施等）(2)イ，ロ，ハまたはトによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，零といたします。

発電量調整受電計画差対応補給電力量
＝ 発電量調整受電計画電力量 － 発電量調整受電電力量

(b) 発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が，39（給電指令の実施等）(2)へによる出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）と一致または上回る場合

39（給電指令の実施等）(2)へによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，39（給電指令の実施等）(2)へによる出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）とし，39（給電指令の実施等）(2)イ，ロ，ハまたはトによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，次の式により算定された値といたします。

発電量調整受電計画差対応補給電力量
＝ 発電量調整受電計画電力量
－ 39（給電指令の実施等）(2)へによる出力抑制対象電力量
－ 発電量調整受電電力量

c　当社または配電事業者がノンファーム電源（配電事業者の約款に定めるノンファーム電源を含みます。）であり，かつ，当社または配電事業者が指定する要件を有する発電設備等であって別途当社または配電事業者と給電指令時補給電力料金に関する契約を締結する設備に対して，39（給電指令の実施等）(2)への場合の給電指令等および 39（給電指令の実施等）(2)トの場合の給電指令等により，同時に出力の抑制を実施した場合

(a) 発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が，39（給電指令の実施等）(2)へによる出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）を下回る場合

39（給電指令の実施等）(2)へによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，次の式により算定された値とし，39（給電指令の実施等）(2)トによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，零といたします。

発電量調整受電計画差対応補給電力量
＝ 発電量調整受電計画電力量 － 発電量調整受電電力量

(b) 発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が，39（給電指令の実施等）(2)へによる出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）と一致または上回る場合

39（給電指令の実施等）(2)へによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，39（給電指令の実施等）(2)へによる出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）とし，39（給電指令の実施等）(2)トによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，次の式により算定された値といたします。

発電量調整受電計画差対応補給電力量
＝ 発電量調整受電計画電力量
－ 39（給電指令の実施等）(2)へによる出力抑制対象電力量
－ 発電量調整受電電力量

d 当社または配電事業者が39（給電指令の実施等）(2)ホの場合の給電指令等および39（給電指令の実施等）(2)への場合の給電指令等により，同時に出力の抑制を実施した場合

(a) 発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が，39（給電指令の実施等）(2)へによる出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）を下回る場合

39（給電指令の実施等）(2)へによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，次の式により算定された値とし，39（給電指令の実施等）(2)ホによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，零といたします。

発電量調整受電計画差対応補給電力量
＝ 発電量調整受電計画電力量 － 発電量調整受電電力量

(b) 発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が，39（給電指令の実施等）(2)へによる出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）と一致または上回る場合

39（給電指令の実施等）(2)へによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に

係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，39（給電指令の実施等）(2)へによる出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）とし，39（給電指令の実施等）(2)ホによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，次の式により算定された値といたします。

発電量調整受電計画差対応補給電力量
＝ 発電量調整受電計画電力量
－ 39（給電指令の実施等）(2)へによる出力抑制対象電力量
－ 発電量調整受電電力量

e　当社または配電事業者が 39（給電指令の実施等）(2)イ，ロ，ハまたはトの場合の給電指令等，39（給電指令の実施等）(2)ホの場合の給電指令等および 39（給電指令の実施等）(2)への場合の給電指令等により，同時に出力の抑制を実施した場合

(a) 発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が，39（給電指令の実施等）(2)へによる出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）を下回る場合

39（給電指令の実施等）(2)へによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，次の式により算定された値とし，39（給電指令の実施等）(2)イ，ロ，ハまたはトによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給および 39（給電指令の実施等）(2)ホによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，零といたします。

発電量調整受電計画差対応補給電力量
＝ 発電量調整受電計画電力量 － 発電量調整受電電力量

(b) 発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が，39（給電指令の実施等）(2)へによる出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）と一致または上回り，かつ，39（給電指令の実施等）(2)へによる出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）に 39（給電指令の実施等）(2)ホによる出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）を加えた値を下回る場合

39（給電指令の実施等）(2)へによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，39（給電指令の実施等）(2)へによる出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）とし，39（給電指令の実施等）(2)ホによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，次の式により算定された値とし，39（給電指令の実施等）(2)イ，ロ，ハまたはトによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，零といたします。

発電量調整受電計画差対応補給電力量
＝ 発電量調整受電計画電力量
－ 39（給電指令の実施等）(2)へによる出力抑制対象電力量
－ 発電量調整受電電力量

(c) 発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が，39（給電指令の実施等）(2)へによる出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）に 39（給電指令の実施等）(2)ホによる出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）を加えた値と一致または上回る場合

39（給電指令の実施等）(2)ホによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，39（給電指令の実施等）(2)ホによる出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）とし，39（給電指令の実施等）(2)へによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，39（給電指令の実施等）(2)へによる出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）とし，39（給電指令の実施等）(2)イ，ロ，ハまたはトによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，次の式により算定された値といたします。

発電量調整受電計画差対応補給電力量
＝ 発電量調整受電計画電力量
－ 39（給電指令の実施等）(2)ホによる出力抑制対象電力量
－ 39（給電指令の実施等）(2)へによる出力抑制対象電力量
－ 発電量調整受電電力量

リ　発電量調整受電計画差対応余剰電力量

発電量調整受電計画差対応余剰電力量は，31（電力および電力量の算定）(21)ロにかかわらず，30 分ごとに，受電地点（配電事業者の約款に定める受電地点を含みます。）で計量された電力量の合計がその 30 分における発電量調整受電計画電力量を上回る場合に，30 分ごとに，次の式により算定された値とし，発電バランシンググループごとに算定いたします。ただし，当社もしくは配電事業者が指定する要件を有する発電設備等であって別途当社もしくは配電事業者と給電指令時補給電力料金に関する契約を締結する設備に対して出力の抑制を実施し，当社もしくは配電事業者が給電指令時補給を行なった場合，39（給電指令の実施等）(2)イの場合で，原則として 30 分ごとの実需給の開始時刻の 1 時間前以降に発電量調整供給に係る発電設備等に対してＮ－1 電制（配電事業者の約款に定めるＮ－1 電制を含みます。）を実施し，当社もしくは配電事業者が給電指令時補給を行なったとき，39（給電指令の実施等）(2)ホの場合で，発電量

調整供給に係る発電設備等に対して出力の抑制を実施し，当社もしくは配電事業者が給電指令時補給を行なったときまたは 39（給電指令の実施等）(2)への場合で，ファーム電源（配電事業者の約款に定めるファーム電源を含みます。）に対して出力の抑制を実施し，当社もしくは配電事業者が給電指令時補給を行なったときは，発電量調整受電計画差対応余剰電力量の算定上，当該発電設備等の 30 分ごとの発電量調整受電計画電力量を当該受電地点における 30 分ごとの発電量調整受電電力量とみなします。この場合，当該発電設備等の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量の算定上，当該受電地点のみによる発電バランシンググループが設定されているとみなし，その発電量調整受電計画差対応補給電力量の算定は，チによるものといたします。

発電量調整受電計画差対応余剰電力量
＝ 発電量調整受電電力量 － 発電量調整受電計画電力量

ヌ　接続対象計画差対応補給電力量

接続対象計画差対応補給電力量は，31（電力および電力量の算定）(22)にかかわらず，30 分ごとの接続対象電力量（配電事業者の約款に定める接続対象電力量を含みます。）がその 30 分における接続対象計画電力量を上回る場合に，30 分ごとに，次の式により算定された値といたします。ただし，接続対象計画差対応補給電力量の算定上，当社または配電事業者が調整負荷の使用に係る調整を行なった場合は，31（電力および電力量の算定）(8)にかかわらず，当該供給地点（配電事業者の約款に定める供給地点を含みます。）で計量された 30 分ごとの電力量に当社または配電事業者が行なった電気の使用に係る調整にもとづきその 30 分ごとに算定された値を加えた値を，当該供給地点におけるその 30 分ごとの接続供給電力量とみなし，接続対象電力量を算定いたします。

接続対象計画差対応補給電力量 ＝ 接続対象電力量 － 接続対象計画電力量

ル　接続対象計画差対応余剰電力量

接続対象計画差対応余剰電力量は，31（電力および電力量の算定）(23)にかかわらず，30 分ごとの接続対象電力量（配電事業者の約款に定める接続対象電力量を含みます。）がその 30 分における接続対象計画電力量を下回る場合に，30 分ごとに，次の式により算定された値といたします。ただし，接続対象計画差対応余剰電力量の算定上，当社または配電事業者が調整負荷の使用に係る調整を行なった場合は，31（電力および電力量の算定）(8)にかかわらず，当該供給地点（配電事業者の約款に定める供給地点を含みます。）で計量された 30 分ごとの電力量に当社または配電事業者が行なった電気の使用に係る調整にもとづきその 30 分ごとに算定された値を加えた値を，当該供給地点におけるその 30 分ごとの接続供給電力量とみなし，接続対象電力量を算定いたします。

接続対象計画差対応余剰電力量 ＝ 接続対象計画電力量 － 接続対象電力量

ヲ　需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量

需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量は，31（電力および電力量の算定）(24)にかかわらず，30 分ごとの需要抑制量調整受電電力量（配電事業者の約款に定める需要抑制量調整受電電力量を含みます。）がその 30 分における需要抑制量調整受電計画電力量を下回る場合に，需要抑制バランシンググループごとに，30 分ごとに，次の式により算定された値の合計といたします。ただし，需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量の算定上，当社または配電事業者が調整負荷の使用に係る調整を行なった場合は，31（電力および電力量の算定）(14)イまたはロにかかわらず，当該需要場所（配電事業者の約款に定める需要場所を含みます。）に係る接続供給電力量を損失率で修正した値が，ベースラインを上回るとき，またはベースラインを下回り，かつ，ベースラインから需要抑制量調整受電計画電力量を差し引いた値を上回るときは，当該需要場所に係る需要抑制量調整受電計画電力量を当該需要場所に係る需要抑制量調整受電電力量とみなします。

需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量
＝ 需要抑制量調整受電計画電力量 － 需要抑制量調整受電電力量

ただし，需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量の算定方法として 31（電力および電力量の算定）(14)ロを適用し，かつ，配電事業者の約款に定める需要抑制量調整受電計画電力量を上限としない算定方法を適用している場合で，30 分ごとの需要抑制量調整受電電力量が零となるときの上式は，次のとおりといたします。

需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量
＝ 需要抑制量調整受電計画電力量
＋ 接続供給電力量 ／ ｛1－損失率(32〔損失率〕に定める損失率といたします。)｝
－ ベースライン

ワ　需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量

需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量は，31（電力および電力量の算定）(25)にかかわらず，30 分ごとの需要抑制量調整受電電力量（配電事業者の約款に定める需要抑制量調整受電電力量を含みます。）がその 30 分における需要抑制量調整受電計画電力量を上回る場合に，需要抑制バランシンググループごとに，30 分ごとに，次の式により算定された値の合計といたします。ただし，需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量の算定上，当社または配電事業者が調整負荷の使用に係る調整を行なった場合は，31（電力および電力量の算定）(14)ロにかかわらず，当該需要場所（配電事業者の約款に定める需要場所を含みます。）に係る接続供給電力量を損失率で修正した値が，ベースラインの値から需要抑制量調整受電計画電力量を差し引いた値を下回るときは，当該需要場所に係る需要抑制量調整受電計画電力量を当該需要場所に係る需要抑制量調整受電電力量とみなします。

需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量

＝ 需要抑制量調整受電電力量 － 需要抑制量調整受電計画電力量

(6) 託送供給等の実施

イ　接続供給の場合，契約者は，別表 10（需要計画・調達計画・販売計画）の需要想定値および需要想定値に対する調達計画・販売計画における接続対象電力または接続対象電力量に，配電事業者の約款に定める接続対象電力または接続対象電力量を含めていただきます。

ロ　発電量調整供給の場合，発電契約者は，別表 11（発電計画・調達計画・販売計画）の発電計画および調達計画・販売計画における発電量調整受電電力または発電量調整受電電力量に，配電事業者の約款に定める発電量調整受電電力または発電量調整受電電力量を含めていただきます。

ハ　需要抑制量調整供給の場合，需要抑制契約者は，別表 12（需要抑制計画・調達計画・販売計画・ベースライン）の需要抑制計画および調達計画・販売計画における需要抑制量調整受電電力または需要抑制量調整受電電力量に，配電事業者の約款に定める需要抑制量調整受電電力または需要抑制量調整受電電力量を含めていただきます。

(7) 解　約　等

当社は，契約者，発電契約者または需要抑制契約者が次のいずれかに該当し，当社が契約者，発電契約者または需要抑制契約者にその改善を求めた場合で，40（適正契約の保持等）に定める適正契約への変更および適正な使用状態，発電・放電状態または需要抑制状態への修正に応じていただけないときには，55（解約等）(1)ハ(ｲ)，(ﾛ)，(ﾊ)または(ﾆ)にかかわらず，接続供給契約，振替供給契約，発電量調整供給契約または需要抑制量調整供給契約を解約することがあります。

イ　託送供給の場合は，8（契約の要件）(1)を，発電量調整供給の場合は，8（契約の要件）(2)を，需要抑制量調整供給の場合は，8（契約の要件）(4)ロ，ハ，ニもしくはホまたは(2)を欠くに至った場合

ロ　接続供給の場合で，頻繁に接続対象電力量（配電事業者の約款に定める接続対象電力量を含みます。）と接続対象計画電力量との間に著しい差が生じるとき。

ハ　発電量調整供給の場合で，頻繁に発電量調整受電電力量（配電事業者の約款に定める発電量調整受電電力量を含みます。）と発電量調整受電計画電力量との間に著しい差が生じるとき。

ニ　需要抑制量調整供給の場合で，頻繁に需要抑制量調整受電電力量（配電事業者の約款に定める需要抑制量調整受電電力量を含みます。）と需要抑制量調整受電計画電力量との間に著しい差が生じるとき。

(8) 発電量調整供給契約についての特別措置（再生可能エネルギー発電設備）

イ　契約者が特定契約を締結している場合もしくは特定送配電事業者が特定契約を締結している場合または契約者が当社または配電事業者と再生可能エネルギー電気卸供給契約を締結し，指定した再生可能エネルギー発電設備から電気を調達する場合は，附則 5（発電量調整供給契約についての特別措置〔再生可能エネルギー発電設備〕）(1)にかかわらず，原則として，当社の供給区域においては契約者または特定送配電事業者と当社との間で，配電事業者の供給区域においては契約者または特定送配電事業者と配電事業者との間で発電量調整供給契約を締結し，特例発電バランシンググループを設定していただきます。この場合，契約者が締結する特定契約に係る再生可能エネルギー発電設備，特定送配電事業者が締結する特定契約に係る再生可能エ

ネルギー発電設備および当社または配電事業者との再生可能エネルギー電気卸供給契約に係る再生可能エネルギー発電設備は，同一のバランシンググループに属することはできないものといたします。

ロ　イにより発電量調整供給契約を締結する場合において，契約者（特定送配電事業者が契約者となる場合を除きます。）が希望されるときは，契約者の指定する発電バランシンググループ（当該発電バランシンググループにおける特定契約が 2016 年 4 月 1 日以降に締結され，かつ，バイオマス発電設備であって化石燃料を混焼するもの〔再生可能エネルギー特別措置法施行規則第 14 条第 8 号ニに定める地域資源バイオマス発電設備を除きます。〕であるときを除きます。）に係る料金および必要となるその他の供給条件は次のとおりといたします。

(ｲ) 発電量調整供給に係る料金は，附則 5（発電量調整供給契約についての特別措置〔再生可能エネルギー発電設備〕）(5)ロにかかわらず，18（料金）(2)に定める料金，(ﾛ)により算定されるインバランスリスク料および再生可能エネルギー予測誤差対応調整力確保料といたします。ただし，契約者が当社または配電事業者と再生可能エネルギー電気卸供給契約を締結し，指定した再生可能エネルギー発電設備から電気を調達する場合は，インバランスリスク料および再生可能エネルギー予測誤差対応調整力確保料は申し受けません。

(ﾛ) インバランスリスク料は，附則 5（発電量調整供給契約についての特別措置〔再生可能エネルギー発電設備〕）(5)ホにかかわらず，特例発電バランシンググループにおける 30 分ごとの発電量調整受電電力量（配電事業者の約款に定める発電量調整受電電力量を含みます。）にインバランスリスク単価を適用してえられる金額のその 1 月の合計（合計額が負となる場合は零といたします。）といたします。また，再生可能エネルギー予測誤差対応調整力確保料は，特例発電バランシンググループにおける 30 分ごとの発電量調整受電電力量（配電事業者の約款に定める発電量調整受電電力量を含みます。）に，再生可能エネルギー予測誤差対応単価を適用してえられる金額のその 1 月の合計といたします。

(ﾊ) 当社は，附則 5（発電量調整供給契約についての特別措置〔再生可能エネルギー発電設備〕）(5)トにかかわらず，30 分ごとの契約者が締結する特定契約または当社，配電事業者もしくは特定送配電事業者との再生可能エネルギー電気卸供給契約に係る発電量調整受電計画電力量を決定し，原則として発電量調整供給実施日の前々日の午後 4 時までに契約者に通知いたします。

また，当社は，当該発電量調整受電計画電力量の見直しを行ない，変更後の発電量調整受電計画電力量を決定し，原則として発電量調整供給実施日の前日午前 6 時までに契約者に再通知いたします。

なお，契約者は，必要に応じて発電量調整受電計画電力量の決定に必要となる事項に関する文書を当社に提出していただきます。

(ﾆ) ローカル系統における電気の潮流が系統安定度等にもとづき算定される運用可能な容量を超過し，または超過するおそれがある場合で，当社または配電事業者がノンファーム電源（配電事業者の約款に定めるノンファーム電源を含みます。）の出力の抑制に係る通知を発電者または契約者に行なったときは，(ﾊ)にかかわらず，契約者は，発電量調整受電計画電力量の見直しを行なっていただきます。

ハ　イにより発電量調整供給契約を締結する場合において，契約者が当社または配電事業者と再

生可能エネルギー電気卸供給契約を締結し，指定した再生可能エネルギー発電設備から電気を調達するときの契約者の指定する発電バランシンググループ（ロにおいて，契約者が希望される場合を除きます。）に係るインバランスリスク料は，附則 5（発電量調整供給契約についての特別措置〔再生可能エネルギー発電設備〕）(6)ロにかかわらず，特例発電バランシンググループにおける 30 分ごとの発電量調整受電電力量（配電事業者の約款に定める発電量調整受電電力量を含みます。）にインバランスリスク単価を適用してえられる金額のその 1 月の合計（合計額が負となる場合は零といたします。）といたします。

(9) 離島についての特別措置

イ　発電量調整受電計画差対応補給電力料金単価等

離島における発電量調整受電計画差対応補給電力料金単価，接続対象計画差対応補給電力料金単価，需要抑制量調整受電計画差対応補給電力料金単価または給電指令時補給電力料金単価については，(4)イ(ﾛ) a (c)，(4)ロ(ﾛ) a (c)，(4)ハ(ﾛ) a (c)または(4)ニ(ｲ) d もしくは(4)ニ(ﾛ) d にかかわらず，次のとおりといたします。

1 キロワット時につき	57 円 74 銭

ただし，当社もしくは配電事業者が指定する要件を有する発電設備等またはファーム電源（配電事業者の約款に定めるファーム電源を含みます。）であって別途当社もしくは配電事業者と給電指令時補給電力料金に関する契約を締結する設備に係る給電指令時補給電力料金単価は，当該契約によるものといたします。

ロ　発電量調整受電計画差対応余剰電力料金単価等

離島における発電量調整受電計画差対応余剰電力料金単価，接続対象計画差対応余剰電力料金単価または需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力料金単価については，(4)イ(ﾛ) b (c)，(4)ロ(ﾛ) b (c)または(4)ハ(ﾛ) b (c)にかかわらず，次のとおりといたします。

1 キロワット時につき	23 円 33 銭

(10) 給電指令時補給電力料金に係る特別措置

39（給電指令の実施等）(2)への場合で，みなしファーム電源（配電事業者の約款に定めるみなしファーム電源を含みます。）に対して出力の抑制を実施したときは，(4)ニ(ﾛ) d，(5)チおよび(5)リにおいて，当該発電設備等をファーム電源として取り扱います。

(11) その他の事項については，この約款および配電事業者の約款に準ずるものといたします。

18　Ｎ－1 電制の実施についての特別措置

(1) 当社は，39（給電指令の実施等）(2)イの場合で，発電量調整供給に係る発電設備等であって当社が特定契約を締結する再生可能エネルギー発電設備に対してＮ－1 電制を実施したときは，39（給電指令の実施等）(9)にかかわらず，Ｎ－1 電制時調達不足電力量の調達に要した費用の実費相当額から，30 分ごとのＮ－1 電制時調達不足電力量に再生可能エネルギー特別措置法施行規則第 13 条の 3 の 4 に定める回避可能費用単価（以下「回避可能費用単価」といいます。）に消費税等相当額を加えた金額を乗じてえた金額を差し引いた金額について，電力広域的運営推進機関が認める範囲においてＮ－1 電制オペレーション費用として契約者にお支払いいたします。

(2) 当社は，39（給電指令の実施等）(2)イの場合で，発電量調整供給に係る発電設備等であって契約者または特定送配電事業者が特定契約を締結する再生可能エネルギー発電設備に対してＮ－1 電

制を実施したときは，39（給電指令の実施等）(9)にかかわらず，Ｎ－1 電制時調達不足電力量の調達に要した費用の実費相当額に，Ｎ－1 電制が実施された発電設備等を再度起動するために要した燃料費等の費用の実費およびＮ－1 電制時調達不足電力量に当該特定契約に係る再生可能エネルギー特別措置法第 3 条第 2 項または第 8 条第 1 項に定める調達価格を乗じてえた金額を加えた金額から，Ｎ－1 電制が実施されなかったとしたときにその発電設備等がＮ－1 電制時調達不足電力量を発電または放電するのに要したであろう費用に相当する金額および 30 分ごとのＮ－1 電制時調達不足電力量に回避可能費用単価に消費税等相当額を加えた金額を乗じてえた金額を差し引いた金額について，電力広域的運営推進機関が認める範囲においてＮ－1 電制オペレーション費用として契約者または特定送配電事業者にお支払いいたします。

(3) 当社は，39（給電指令の実施等）(2)イの場合で，発電量調整供給に係る発電設備等であって再生可能エネルギー特別措置法第 2 条の 2 第 1 項に定める市場取引等により再生可能エネルギー電気を供給する事業に係る発電設備等に対してＮ－1 電制を実施したときは，39（給電指令の実施等）(9)にかかわらず，Ｎ－1 電制時調達不足電力量の調達に要した費用の実費相当額に，Ｎ－1 電制が実施された発電設備等を再度起動するために要した燃料費等の費用の実費およびＮ－1 電制時調達不足電力量に応じてえられる供給促進交付金の金額（再生可能エネルギー特別措置法第 2 条の 4 にもとづき算定される金額をいいます。）を加えた金額から，Ｎ－1 電制が実施されなかったとしたときにその発電設備等がＮ－1 電制時調達不足電力量を発電または放電するのに要したであろう費用に相当する金額を差し引いた金額について，電力広域的運営推進機関が認める範囲においてＮ－1 電制オペレーション費用として発電契約者にお支払いいたします。

19 系統連系受電サービス等についての特別措置

(1) 発電場所が，次のいずれかに該当する場合，系統連系受電課金対象電力および契約超過受電電力は，22（系統連系受電サービス）(2)ロおよびハならびに 41（契約超過金）(2)ロおよびにハに準じて定めます。

なお，系統連系受電課金対象電力および契約超過受電電力の算定上，次に定める比を，22（系統連系受電サービス）(2)ロおよび 41（契約超過金）(2)ロに定める契約受電電力の比とみなします。

また，発電場所がイ(ハ)に該当する場合，22（系統連系受電サービス）(3)イの基本料金および 22（系統連系受電サービス）(3)ハ(ハ)の系統設備効率化割引額の算定上，まったく発電または放電しない場合とは，1 月においてイ(ハ)における当社が無償で受電している電気以外の電気をまったく発電または放電しない場合をいいます。

イ　発電設備が化石燃料を混焼するバイオマス発電設備以外の場合

(ｲ) 発電契約者と発電者との間の電力受給に関する契約および発電者と当社との間の特定契約等が締結されている場合

発電契約者と当社との間の発電量調整供給契約に定める契約受電電力と発電者と当社との間の特定契約等に係る電力受給に関する契約に定める契約受電電力の比

(ﾛ) 発電契約者と発電者との間の電力受給に関する契約および発電者と当社との間の一時調達契約が締結されている場合

発電契約者と当社との間の発電量調整供給契約に定める契約受電電力と発電者と当社との

間の一時調達契約に係る電力受給に関する契約に定める契約受電電力の比

(ﾊ) 発電契約者と発電者との間の電力受給に関する契約が締結され，かつ，当該発電場所が発電量調整供給契約に属さないこととなった場合または発電者と当社との間の特定契約等が消滅した場合で，接続された電気を当社が無償で受電しているとき。

発電契約者と当社との間の発電量調整供給契約に定める契約受電電力と発電量調整供給契約に属さないこととなった場合の直前の当該発電量調整供給契約に定める契約受電電力または発電者と当社との間の特定契約等が消滅した場合の直前の当該契約に係る電力受給に関する契約に定める契約受電電力の比

ロ　イ(ｲ)，(ﾛ)または(ﾊ)に該当する場合で，化石燃料を混焼するバイオマス発電設備のとき。

当該バイオマス発電設備の再生可能エネルギー特別措置法施行規則第 4 条の 2 第 2 項第 9 号イに定めるバイオマス比率（以下「認定バイオマス比率」といいます。）

なお，認定バイオマス比率は，発電量調整供給契約の申込みに際して発電契約者から当社に通知していただきます。

また，認定バイオマス比率を変更する場合は，すみやかに変更後の認定バイオマス比率を発電契約者から当社に通知していただきます。

ただし，認定バイオマス比率を用いることが困難な場合は，附則 5（発電量調整供給契約についての特別措置〔再生可能エネルギー発電設備〕）(8)イに定める当該バイオマス発電設備のバイオマス比率等を基準として，発電契約者または発電者と当社との協議によって定めた比率といたします。

(2) (1)の場合で，特定契約または一時調達契約等に係る電力受給に関する契約における金銭債務が当該契約における金銭債務の支払期日を経過してなお支払われず，当該契約を解約したときは，受電地点において同一計量する発電量調整供給に係る発電契約者または発電者からの申出がない場合であっても，系統連系受電契約は消滅するものとし，また，すべての発電契約者の発電量調整供給契約を変更していただくものといたします。

なお，この場合には，当社は，その旨を発電契約者または発電者に通知いたします。

また，発電契約者と同一の者である発電者の場合は，当該発電契約者との発電量調整供給契約は変更され，または消滅するものといたします。

(3) 発電場所における発電出力（発電設備等の定格発電出力〔太陽光発電設備の場合は，太陽電池の合計出力とパワーコンディショナーの出力のいずれか小さい方の出力とし，パワーコンディショナーを複数台設置している場合は，各系列における太陽電池の合計出力とパワーコンディショナーの出力のいずれか小さい方の出力を合計した値といたします。〕をいいます。また，複数の発電設備等を使用する発電場所の場合は，当該複数の発電設備等の定格発電出力の合計値といたします。）または同時最大受電電力が 10 キロワット未満（発電場所が，(1)イ(ﾊ)またはロ〔(1)イ(ﾊ)に該当する場合に限ります。〕に該当する場合は，当社が無償で受電している電気以外の電気を発電または放電している発電設備等に係る発電出力または同時最大受電電力が 10 キロワット未満のときといたします。）の場合の料金および必要となるその他の供給条件は，当分の間，次のとおりといたします。

イ　低圧で受電する場合で，その 1 月の受電地点で計量された 30 分ごとの発電量調整受電電力量の最大値を 2 倍した値が 10 未満のとき，または高圧もしくは特別高圧で受電する場合で，その

1 月の受電地点で記録型計量器により計量された 30 分ごとの連系電力（最小位までといたします。）の最大値が 10 キロワット未満のとき。

22（系統連系受電サービス）(3)に定める系統連系受電サービス料金および 41（契約超過金）(2)に定める契約超過金は申し受けません。

ロ　低圧で受電する場合で，その 1 月の受電地点で計量された 30 分ごとの発電量調整受電電力量の最大値を 2 倍した値が 10 以上のとき，または高圧もしくは特別高圧で受電する場合で，その 1 月の受電地点で記録型計量器により計量された 30 分ごとの連系電力（最小位までといたします。）の最大値が 10 キロワット以上のとき。

(ｲ) 22（系統連系受電サービス）(2)イまたはロにおける系統連系受電課金対象電力の算定上，10 キロワットを同時最大受電電力とみなします。

(ﾛ) 発電設備等に係る供給地点において電灯定額接続送電サービスが適用されている場合または発電設備等に係る供給地点のその 1 月の接続送電サービス契約電力（発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は，1 接続送電サービスを適用した場合のその 1 月の接続送電サービス契約電力といたします。）が 10 キロワット未満の場合は，次のとおりといたします。

a　41（契約超過金）(2)イ(ｲ)またはロ(ｲ)における契約超過受電電力の算定上，10 キロワットを同時最大受電電力とみなします。

b　41（契約超過金）(2)イ(ﾛ)またはロ(ﾛ)における契約超過受電電力の算定上，10 キロワットを接続送電サービス契約電力とみなします。

(4) 契約者が特定契約を締結する再生可能エネルギー発電設備または再生可能エネルギー特別措置法第 2 条の 2 第 1 項に定める市場取引等により再生可能エネルギー電気を供給する事業に係る発電設備等において，イに定める適用範囲に該当する場合の料金および必要となるその他の供給条件は，当分の間，次のとおりといたします。

イ　適 用 範 囲

原則として，2024 年 3 月 31 日までに再生可能エネルギー特別措置法第 9 条第 4 項に定める認定を受け，または，再生可能エネルギー特別措置法第 7 条にもとづいて落札された発電設備等に適用いたします。

ロ　系統連系受電サービス料金等

22（系統連系受電サービス）(3)に定める系統連系受電サービス料金および 41（契約超過金）(2)に定める契約超過金は申し受けません。

なお，発電場所において，イ以外の発電設備等（当社が特定契約を締結する再生可能エネルギー発電設備を除きます。）が混在する場合またはイの発電設備等が化石燃料を混焼するバイオマス発電設備の場合は，(ｲ)，(ﾛ)または(ﾊ)により，イ以外の部分に係る系統連系受電課金対象電力，系統連系受電サービスに係る発電量調整受電電力量または契約超過受電電力を定め，系統連系受電サービス料金および契約超過金を申し受けます。

(ｲ) 系統連系受電課金対象電力

a　イの発電設備等が，化石燃料を混焼するバイオマス発電設備以外の場合

系統連系受電課金対象電力は，同時最大受電電力を発電出力等の比であん分してえた値から，発電設備等に係る供給地点のその 1 月の接続送電サービス契約電力（発電設備等に係

る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は，1 接続送電サービスを適用した場合のその 1 月の接続送電サービス契約電力といたします。）を発電出力等の比であん分してえた値を差し引いた値といたします。ただし，差し引いた値が零を下回る場合の系統連系受電課金対象電力は，零といたします。

なお，あん分に必要となる発電出力は，契約者または発電契約者から当社へ通知していただきます。

b　イの発電設備等が，化石燃料を混焼するバイオマス発電設備の場合

系統連系受電課金対象電力は，同時最大受電電力を認定バイオマス比率であん分してえた値から，発電設備等に係る供給地点のその 1 月の接続送電サービス契約電力（発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は，1 接続送電サービスを適用した場合のその 1 月の接続送電サービス契約電力といたします。）を認定バイオマス比率であん分してえた値を差し引いた値といたします。ただし，差し引いた値が零を下回る場合の系統連系受電課金対象電力は，零といたします。

なお，認定バイオマス比率は，発電量調整供給契約の申込みに際して契約者または発電契約者から当社に通知していただきます。

また，認定バイオマス比率を変更する場合は，すみやかに変更後の認定バイオマス比率を契約者または発電契約者から当社に通知していただきます。

ただし，認定バイオマス比率を用いることが困難な場合は，附則 5（発電量調整供給契約についての特別措置〔再生可能エネルギー発電設備〕）(8)イに定める当該バイオマス発電設備のバイオマス比率等を基準として，契約者，発電契約者または発電者と当社との協議によって定めた比率といたします。

(ﾛ) 発電量調整受電電力量

a　イの発電設備等が，契約者が特定契約を締結する再生可能エネルギー発電設備の場合

イ以外の発電設備等に係る発電量調整受電電力量について，30（計量）(1)ただし書または附則 5（発電量調整供給契約についての特別措置〔再生可能エネルギー発電設備〕）(7)ハもしくは(8)イに準じて算定いたします。

b　イの発電設備等が，再生可能エネルギー特別措置法第 2 条の 2 第 1 項に定める市場取引等により再生可能エネルギー電気を供給する事業に係る発電設備等の場合

イ以外の発電設備等に係る発電量調整受電電力量について，30（計量）(1)ただし書または附則 5（発電量調整供給契約についての特別措置〔再生可能エネルギー発電設備〕）(7)ハに準じて算定いたします。ただし，化石燃料を混焼するバイオマス発電設備の場合は，発電量調整受電電力量から発電量調整受電電力量に当該バイオマス発電設備のバイオマス比率を乗じてえた値を差し引いた値にもとづき，算定いたします。

なお，バイオマス比率は，算定後すみやかに発電契約者または発電者から当社に通知していただきます。この場合，当社は，必要に応じて，バイオマス比率の算定根拠に関する文書を発電契約者または発電者から提出していただきます。

(ﾊ) 契約超過受電電力

a　イの発電設備等が，化石燃料を混焼するバイオマス発電設備以外の場合

(a) 同時最大受電電力が発電設備等に係る供給地点の接続送電サービス契約電力（発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は，1 接続送電サービスを適用した場合のその１月の接続送電サービス契約電力といたします。）を上回る場合または発電設備等に係る供給地点において電灯定額接続送電サービスが適用されている場合

契約超過受電電力は，その１月の最大連系電力等を発電出力等の比であん分してえた値から同時最大受電電力を発電出力等の比であん分してえた値を差し引いた値といたします。

(b) 同時最大受電電力が発電設備等に係る供給地点の接続送電サービス契約電力（発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は，1 接続送電サービスを適用した場合のその１月の接続送電サービス契約電力といたします。）を下回る場合

契約超過受電電力は，その１月の最大連系電力等を発電出力等の比であん分してえた値から発電設備等に係る供給地点のその１月の接続送電サービス契約電力（発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は，1 接続送電サービスを適用した場合のその１月の接続送電サービス契約電力といたします。）を発電出力等の比であん分してえた値を差し引いた値といたします。ただし，差し引いた値が零を下回る場合は，契約超過金を申し受けません。

b　イの発電設備等が，化石燃料を混焼するバイオマス発電設備の場合

(a) 同時最大受電電力が発電設備等に係る供給地点の接続送電サービス契約電力（発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は，1 接続送電サービスを適用した場合のその１月の接続送電サービス契約電力といたします。）を上回る場合または発電設備等に係る供給地点において電灯定額接続送電サービスが適用されている場合

契約超過受電電力は，その１月の最大連系電力等を認定バイオマス比率であん分してえた値から同時最大受電電力を認定バイオマス比率であん分してえた値を差し引いた値といたします。

(b) 同時最大受電電力が発電設備等に係る供給地点の接続送電サービス契約電力（発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は，1 接続送電サービスを適用した場合のその１月の接続送電サービス契約電力といたします。）を下回る場合

契約超過受電電力は，その１月の最大連系電力等を認定バイオマス比率であん分してえた値から発電設備等に係る供給地点のその１月の接続送電サービス契約電力（発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は，1 接続送電サービスを適用した場合のその１月の接続送電サービス契約電力といたします。）を認定バイオマス比率であん分してえた値を差し引いた値といたします。ただし，差し引いた値が零を下回る場合は，契約超過金を申し受けません。

(5) 揚水発電設備等が設置された受電地点において，揚水発電設備等により発電量調整供給に係る電気を発電または放電する場合，当該発電量調整供給に係る電気の電力量については，22（系統連系受電サービス）(3)ロに定める電力量料金を申し受けません。ただし，発電設備（当社が特定契約を締結する再生可能エネルギー発電設備を除きます。）に揚水発電設備等が併設されている場合で，発電設備が(4)イに定める適用範囲に該当しないときは，発電契約者または発電者と当社との協議によりあらかじめ定めた方法によって系統連系受電サービスに係る発電量調整受電電力

量を算定し，22（系統連系受電サービス）(3)ロに定める電力量料金を申し受けます。また，発電設備（当社が特定契約を締結する再生可能エネルギー発電設備を除きます。）に揚水発電設備等が併設されている場合で，発電設備が(4)イに定める適用範囲に該当し，かつ，再生可能エネルギー特別措置法第2条の2第1項に定める市場取引等により再生可能エネルギー電気を供給する事業に係る発電設備等が設置された受電地点に係る需要場所に接続供給され揚水または蓄電された電気を当該需要場所以外の需要場所に託送供給されるために発電または放電するときは，揚水発電設備等に係る系統連系受電課金対象電力および契約超過受電電力を(4)ロ(ｲ) aおよび(4)ロ(ﾊ) aに準じて定め，(4)にかかわらず，22（系統連系受電サービス）(3)イに定める基本料金から 22（系統連系受電サービス）(3)ハ(ﾊ)に定める系統設備効率化割引額を差し引いた金額および 41（契約超過金）(2)に定める契約超過金を申し受けます。

(6) 発電設備等に係る供給地点において最終保障供給約款または離島等供給約款にもとづく電気の需給契約（以下「当社との電気の需給契約」といいます。）を締結している場合は，次のとおりといたします。

イ　18（料金）(3)ロにおいて，当社との電気の需給契約における料金の支払義務発生日を供給側料金算定日とみなします。

ロ　22（系統連系受電サービス）(2)における系統連系受電課金対象電力または 41（契約超過金）(2)における契約超過受電電力の算定上，次のとおりといたします。

(ｲ) 当社との電気の需給契約において，定額電灯または公衆街路灯Ａ（契約負荷設備の総容量が400 ボルトアンペア未満の場合に限ります。）が適用されている場合を電灯定額接続送電サービスが適用されている場合とみなします。

(ﾛ) 当社との電気の需給契約において，公衆街路灯Ａ（契約負荷設備の総容量が 400 ボルトアンペア以上の場合に限ります。）が適用されている場合，公衆街路灯Ａの契約負荷設備の総容量を電灯臨時定額接続送電サービスにおける契約負荷設備の総容量に準じて取り扱います。

(ﾊ) 当社との電気の需給契約における契約電力を接続送電サービス契約電力または臨時接続送電サービス契約電力とみなし，当社との電気の需給契約における契約電流を接続送電サービス契約電流または臨時接続送電サービス契約電流とみなし，当社との電気の需給契約における契約容量を接続送電サービス契約容量または臨時接続送電サービス契約容量とみなし，当社との電気の需給契約における臨時電灯Ａの契約負荷設備の総容量を電灯臨時定額接続送電サービスにおける契約負荷設備の総容量とみなします。

ハ　53（契約の廃止）(5)または 55（解約等）(6)において，当社との電気の需給契約を接続供給契約とみなします。

(7) 2024 年 3 月 31 日までに接続供給に係る電気を発電または放電する発電場所で，イに定める近接性評価地域に立地している発電場所における系統設備効率化割引単価は，別表 2（系統設備効率化割引の対象変電所等）(1)に定める系統設備効率化割引の対象変電所等および系統設備効率化割引単価の見直しまでの間，ロまたはハといたします。

イ　近接性評価地域

次の地域を近接性評価地域といたします。

県	市町村
青森県	青森市，弘前市，八戸市，三沢市，南津軽郡藤崎町，同郡田舎館村，北津軽郡板柳町，同郡鶴田町，上北郡六ヶ所村，同郡おいらせ町
岩手県	盛岡市，大船渡市，北上市，滝沢市，紫波郡矢巾町，胆沢郡金ケ崎町
秋田県	潟上市，南秋田郡八郎潟町，同郡井川町
宮城県	仙台市，石巻市，塩竈市，名取市，角田市，多賀城市，岩沼市，東松島市，大崎市，富谷市，柴田郡大河原町，同郡村田町，同郡柴田町，亘理郡亘理町，同郡山元町，宮城郡松島町，同郡利府町，黒川郡大和町，同郡大郷町，同郡大衡村，遠田郡涌谷町，同郡美里町
山形県	山形市，米沢市，新庄市，寒河江市，天童市，東根市，南陽市，東村山郡中山町，西村山郡河北町，東田川郡三川町
福島県	福島市，会津若松市，郡山市，白河市，須賀川市，相馬市，二本松市，伊達市，本宮市，伊達郡桑折町，同郡国見町，岩瀬郡鏡石町，耶麻郡磐梯町，河沼郡湯川村，西白河郡西郷村，同郡泉崎村，同郡中島村，同郡矢吹町，東白川郡棚倉町，石川郡玉川村，田村郡三春町
新潟県	新潟市，長岡市，三条市，柏崎市，新発田市，小千谷市，加茂市，見附市，燕市，上越市，阿賀野市，西蒲原郡弥彦村，南蒲原郡田上町，刈羽郡刈羽村

ロ　受電電圧が標準電圧 6,000 ボルト以下の場合の系統設備効率化割引単価

22（系統連系受電サービス）(3)ハ(ﾛ)によって算定された系統設備効率化割引単価が，22（系統連系受電サービス）(3)ハ(ﾛ)の割引区分Ａ－2 およびＢ－2 を適用した場合に算定される系統設備効率化割引単価を下回る場合の系統設備効率化割引単価は，22（系統連系受電サービス）(3)ハ(ﾛ)にかかわらず，22（系統連系受電サービス）(3)ハ(ﾛ)の割引区分Ａ－2 およびＢ－2 を適用した場合に算定される系統設備効率化割引単価といたします。

ハ　受電電圧が標準電圧 6,000 ボルトをこえる場合の系統設備効率化割引単価

22（系統連系受電サービス）(3)ハ(ﾛ)によって算定された系統設備効率化割引単価が，22（系統連系受電サービス）(3)ハ(ﾛ)の割引区分Ａ－2 を適用した場合に算定される系統設備効率化割引単価を下回る場合の系統設備効率化割引単価は，22（系統連系受電サービス）(3)ハ(ﾛ)にかかわらず，22（系統連系受電サービス）(3)ハ(ﾛ)の割引区分Ａ－2 を適用した場合に算定される系統設備効率化割引単価といたします。

20　災害救助法が適用された場合等の特別措置

2025 年 4 月 1 日以降に当社供給区域において災害が発生し，原則として災害発生日から 1 年以内に，当社供給区域内の地域が災害救助法第 2 条第 3 項に定める災害発生市町村または本部所管区域市町村の区域（以下「災害救助法適用地域」といいます。）として公示された場合，または当該災害が激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第 2 条第 1 項に定める激甚災害として指定され当社供給区域内の地域がその対象地域となった場合で，災害救助法の公示日または激甚災害の指定日が属する月から 6 月後の月の末日までに，当該災害により被害を受けた需要者（原則として災害救助法適用地域または激甚災害の対象地域の需要者に限ります。）の供給地点に係る託送供給について当該需要者に対して電気の供給を行なう契約者からこの特別措置の適用

の申出があるとき（当社が分割接続供給を行なう供給地点においては，双方の契約者から申出がある場合に限ります。）または当該災害により被害を受けた発電者（原則として災害救助法適用地域または激甚災害の対象地域の発電者に限ります。）の受電地点に係る発電量調整供給について当該発電者もしくは当該発電量調整供給に係る発電契約者からこの特別措置の適用の申出があるときの料金および必要となるその他の供給条件は次のとおりといたします。

なお，当社は，需要者または発電者の被害状況を確認するため，必要に応じてり災証明書の提示を求める等の措置を講ずることがあります。

(1) 災害により被害を受けた需要者の供給地点に係る接続送電サービス料金，臨時接続送電サービス料金および予備送電サービス料金について，災害発生日が属する月の前月の料金（支払期日が災害発生日以降となるものに限ります。），および災害発生日が属する月からその翌々月までの料金の供給側料金算定日を，18（料金）(1)にかかわらず，それぞれ1月延期いたします。

(2) 災害により被害を受けた需要者の供給地点において，災害により被害を受けたときから引き続きまったく電気を使用しない場合には，災害発生日が属する月から 6 月後の月の末日までの間は，料金の算定期間ごとに次の割引を行ない料金を算定いたします。

イ 割 引 の 対 象

電灯定額接続送電サービスについては接続送電サービス料金とし，電灯臨時定額接続送電サービスおよび動力臨時定額接続送電サービスについては臨時接続送電サービス料金とし，その他については当該供給地点の接続送電サービスまたは臨時接続送電サービスの基本料金（力率割引または割増しの適用を受ける場合はその適用後の基本料金といたします。）といたします。ただし，33（料金の算定）(1)イ，ロ，ニ，ホ，ヘまたはトの場合は，まったく電気を使用しない日における契約内容に応じて算定される1月の金額といたします。

ロ 割 引 率

ハに定める割引日数1日ごとに4パーセントといたします。

ハ 割 引 日 数

割引日数は，各月の料金の算定期間における，災害により被害を受けたときから引き続きまったく電気を使用しない期間の日数とし，30 分ごとの接続供給電力量等にもとづき当社との協議によって定めます。

(3) 災害により被害を受けた需要者の供給地点において，災害により被害を受けたときから引き続きまったく予備送電サービスを使用しない場合には，災害発生日が属する月から6月後の月の末日までの間は，料金の算定期間ごとに(2)に準じて割引を行ない予備送電サービス料金を算定いたします。

(4) 災害により被害を受けた需要者の供給地点において，災害により被害を受けたときから引き続きまったく電気を使用しないで，契約者が当該供給地点に係る接続供給を廃止された後，契約者が新たに当該供給地点に係る接続供給の申込みを行なった場合で，その申込みが災害発生日が属する月の6月後の月の末日までに行なわれ，かつ，その申込みが災害により被害を受けたときの当該供給地点に係る接続送電サービス契約電力等をこえないとき（分割接続供給の場合は，その申込みにもとづく 1 供給地点につき，1 接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービス契約電力等が，災害により被害を受けたときの 1 供給地点につき，1 接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービス契約電力等をこえないときに限ります。）は，70（供給地点への

供給設備の工事費負担金）にかかわらず，その工事費負担金を申し受けません。

(5) 契約者が，災害により被害を受けた需要者の供給地点において，再建等のため，20（臨時接続送電サービス）の申込みを行なった場合で，その申込みが災害発生日が属する月の6月後の月の末日までに行なわれたときは，73（臨時工事費）にかかわらず，その臨時工事費を申し受けません。

(6) 災害により被害を受けた需要者の供給地点において，電気設備が災害のため復旧まで一時使用不能となった場合，18（料金）(1)にかかわらず，災害発生日が属する月から 6 月後の月の末日までの間は，その使用不能設備に相当する接続送電サービスの基本料金，臨時接続送電サービスの基本料金および予備送電サービス料金の割引を行ない料金を算定いたします。

(7) 契約者が，災害により被害を受けた需要者の供給地点において，再建等のため，引込線，計量器，その付属装置，区分装置，通信設備および電流制限器等の取付位置の変更の申込みを災害発生日が属する月の6月後の月の末日までに行なった場合で，その供給方法が災害により被害を受けたときの供給方法と同一であるときは，62（引込線の接続），63（計量器等の取付け），64（通信設備等の施設）および 66（電流制限器等の取付け）にかかわらず，原則として，その初回の工事に要した実費または実費相当額を申し受けません。

(8) 災害により被害を受けた需要者の供給地点において，当社が分割接続供給を行なう場合で，(2)または(6)によって割引を行ない接続送電サービス料金または臨時接続送電サービス料金を算定するときは，(9)または(10)による料金の調整を行なうために，1供給地点につき，1接続送電サービスまたは1臨時接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービス料金または臨時接続送電サービス料金を，(2)または(6)に準じて割引を行ない算定いたします。

(9) 災害により被害を受けた需要者の供給地点において，当社が分割接続供給を行ない，かつ，(2)または(6)によって割引を行ない接続送電サービス料金を算定する場合で，それぞれの契約者に係る接続送電サービス料金の合計と，(8)によって算定された 1 供給地点につき，1 接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービス料金との間に差が生ずるときは，33（料金の算定）(11)に準じて接続送電サービス料金の調整を行ないます。

(10) 災害により被害を受けた需要者の供給地点において，当社が分割接続供給を行ない，かつ，(2)または(6)によって割引を行ない臨時接続送電サービス料金を算定する場合で，それぞれの契約者に係る臨時接続送電サービス料金の合計と，(8)によって算定された1供給地点につき，1 臨時接続送電サービスを適用した場合の臨時接続送電サービス料金との間に差が生ずるときは，33（料金の算定）(12)に準じて臨時接続送電サービス料金の調整を行ないます。

(11) 災害により被害を受けた需要者の供給地点において，当社が分割接続供給を行なう場合で，(3)または(6)によって割引を行ない予備送電サービス料金を算定するときは，(12)による料金の調整を行なうために，1 供給地点につき，1 予備送電サービスを適用した場合の予備送電サービス料金を，(3)または(6)に準じて割引を行ない算定いたします。

(12) 災害により被害を受けた需要者の供給地点において，当社が分割接続供給を行ない，かつ，予備送電サービスをあわせて適用し，(3)または(6)によって割引を行ない予備送電サービス料金を算定する場合で，それぞれの契約者に係る予備送電サービス料金の合計と，(11)によって算定された 1 供給地点につき，1 予備送電サービスを適用した場合の予備送電サービス料金との間に差が生ずるときは，33（料金の算定）(13)に準じて予備送電サービス料金の調整を行な

います。

(13) 災害により被害を受けた発電者の受電地点に係る系統連系受電サービス料金について，災害発生日が属する月の前月の料金（支払期日が災害発生日以降となるものに限ります。），および災害発生日が属する月からその翌々月までの料金の支払期日を，34（支払義務の発生および支払期日）にかかわらず，それぞれ1月延期いたします。

(14) 災害により被害を受けた発電者の受電地点において，災害により被害を受けたときから引き続きまったく発電または放電しない場合（他の発電量調整供給契約等と同一計量する場合等は，すべての発電量調整供給等に係る発電量調整受電電力量等が零であるときに限ります。）には，災害発生日が属する月から 6 月後の月の末日までの間は，料金の算定期間ごとに次の割引を行ない料金を算定いたします。

イ　割　引　の　対　象

当該受電地点の系統連系受電サービスの基本料金から系統設備効率化割引額を差し引いた金額といたします。ただし，33（料金の算定）(1)イ，ハ，ニ，ホまたはへの場合は，まったく電気を発電または放電しない日における契約内容に応じて算定される 1 月の金額といたします。

ロ　割　　引　　率

ハに定める割引日数1日ごとに4パーセントといたします。

ハ　割　引　日　数

割引日数は，各月の料金の算定期間における，災害により被害を受けたときから引き続きまったく電気を発電または放電しない期間の日数とし，30 分ごとの発電量調整受電電力量等にもとづき当社との協議によって定めます。

(15) 災害により被害を受けた発電者の受電地点において，発電設備等が災害のため復旧まで一時運転不能となった場合，18（料金）(3)にかかわらず，災害発生日が属する月から6月後の月の末日までの間は，その運転不能設備に相当する系統連系受電サービスの基本料金の割引を行ない料金を算定いたします。

なお，この場合，その運転不能設備に相当する系統連系受電サービスの系統設備効率化割引は適用いたしません。

別　　表

別　　表

1　契約設備電力の算定

(1) 契約設備電力は，原則として，電流を制限する計量器により制限される電流，電流制限器または主開閉器の定格電流にもとづき次により算定いたします。この場合，1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。

イ　電流を制限する計量器による場合

$$\text{入力(キロボルトアンペア)} = \text{制限される電流(アンペア)} \times 100 \text{ ボルト} \times \frac{1}{1,000}$$

ロ　電流制限器による場合

$$\text{入力(キロボルトアンペア)} = \text{電流制限器の定格電流(アンペア)} \times 100 \text{ ボルト} \times \frac{1}{1,000}$$

ハ　主開閉器による場合

別表 3（契約電力および契約容量の算定方法）に準じて算定いたします。

(2) (1)によりがたい場合は，負荷設備の容量等を基準として定めるものといたします。

2　系統設備効率化割引の対象変電所等

(1) 系統設備効率化割引の対象変電所等

次の変電所等を系統設備効率化割引の対象変電所等といたします。

割引区分	割引対象変電所等
Ａ－1	米沢変電所，福島変電所，東福島変電所，須賀川変電所，南相馬変電所，新地変電所
Ａ－2	西仙台変電所，西山形変電所，いわき変電所，北新潟変電所，新潟変電所，中越変電所，新岡部変電所，東群馬変電所，新富山変電所
Ａ－3	東花巻変電所，宮城変電所，宮城中央変電所，名取変電所，新庄変電所，本名変電所，越後開閉所
Ｂ－1	五ツ橋変電所，土樋変電所，柳町通変電所，榴岡変電所，堤通変電所，加茂変電所，東三条変電所，保内変電所，加茂郷変電所，向燕変電所，北三条変電所，東燕変電所，西三条変電所，栄変電所，見附変電所，栃尾変電所，長岡変電所，城岡変電所，蓮潟変電所，大手変電所，北長岡変電所，西見附変電所，宮内町変電所
Ｂ－2	瀬辺地変電所，石江変電所，岡町変電所，泉野変電所，浪打変電所，浪岡変電所，黒石変電所，新町野変電所，田代変電所，南津軽変電所，弘前城東変電所，東弘前変電所，桔梗野変電所，大鰐変電所，岩木川変電所，北弘前変電所，北津軽変電所，板柳変電所，弘前変電所，木造変電所，滝渕発電所，深浦変電所，松神発電所，五所川原変電所，金木変電所，尾駮変電所，白糠

Ｂ－2	変電所，大湊変電所，仲崎変電所，大畑変電所，東通変電所，三本松変電所，小湊変電所，小中野変電所，法量発電所，堤町変電所，三戸変電所，小中島発電所，浦町変電所，沖館変電所，青森本町変電所，二戸変電所，福岡発電所，沼宮内変電所，葛巻変電所，西通変電所，盛岡中央変電所，高松変電所，青山変電所，長田町変電所，巣子変電所，東盛岡変電所，仙北町変電所，松園変電所，岩手滝沢変電所，葛根田第二発電所，都南変電所，矢巾変電所，花巻変電所，飯豊変電所，柳原変電所，川尻変電所，耳取変電所，日高変電所，常盤変電所，江刺変電所，河原町変電所，山目変電所，岩泉変電所，普代変電所，本銅変電所，千徳変電所，東宮古変電所，山田変電所，大槌変電所，大船渡変電所，下船渡変電所，釜石変電所，立根変電所，大平変電所，向中野変電所，大館変電所，釈迦内変電所，毛馬内変電所，花輪変電所，桂変電所，能代東変電所，二ツ井変電所，八郎潟変電所，土崎変電所，山王変電所，大川反変電所，南通変電所，広小路変電所，御所野変電所，手形変電所，牛島変電所，川添変電所，大仙変電所，角館変電所，生保内発電所，先達発電所，境変電所，大曲変電所，千畑変電所，郷内発電所，本荘変電所，鳥海川第一発電所，岩谷変電所，西馬音内変電所，沼館変電所，美入野変電所，横手変電所，羽後増田変電所，東成瀬変電所，湯沢変電所，横堀変電所，滝ノ原発電所，花京院変電所，旭ヶ丘変電所，勾当台変電所，沼辺変電所，遠刈田発電所，福田町変電所，卸町変電所，長町変電所，南小泉変電所，鍋田変電所，八木山変電所，西多賀変電所，高舘変電所，あすと長町変電所，中田変電所，増田変電所，大町変電所，広瀬通変電所，仙台本町変電所，三居沢発電所，仙台港変電所，多賀城変電所，塩釜築港変電所，塩釜変電所，大日変電所，新浜変電所，仙台変電所（66 キロボルトと 6 キロボルトを連系する設備），鶴ヶ谷変電所，小鶴新田変電所，苦竹変電所，荒巻変電所，七北田変電所，古川変電所，陸前大幡変電所，陸前山下変電所，女川変電所，石巻湊変電所，渡波変電所，松岩変電所，鹿折変電所，明通変電所，中山変電所，泉変電所，鳥越変電所，真室川変電所，新庄十日町変電所，戸沢変電所，大石田変電所，尾花沢変電所，楯岡変電所，神町変電所，東根変電所，寒河江陵西変電所，谷地変電所，沼山発電所，寒河江変電所，長崎変電所，栄町通変電所，宮宿変電所，古館変電所，鮎貝変電所，城南変電所，宮町変電所，あかねヶ丘変電所，谷柏変電所，桜田変電所，大野目変電所，松波変電所，本町通変電所，天童変電所，久野本変電所，宮内変電所，長井変電所，石岡変電所，高畠変電所，小松変電所，飯豊町変電所，花沢変電所，東酒田変電所，南酒田変電所，余目変電所，浜中変電所，酒田北港変電所，北酒田変電所，北鶴岡変電所，鶴岡変電所，藤島変電所，大山変電所，西鶴岡変電所，温海変電所，新落合発電所，梵字川発電所，小国変電所，他者の所有する変電所（山形県鶴岡市），西福島変電所，清水変電所，栄町変電所，板谷変電所，腰浜変電所，鎌田変電所，伊達変電所，大熊変電所，久保

Ｂ－2	田変電所，本宮南変電所，細沼変電所，諏訪変電所，郡山駅前変電所，久留米変電所，平大町変電所，東平変電所，北小名浜変電所，喜多方変電所，岩月変電所，神指変電所，河東変電所，門田変電所，本郷変電所，鶴沼川発電所，田島変電所，八総変電所，内川発電所，城東変電所，坂下変電所，小林変電所，野沢変電所，桧ノ原変電所，坂町変電所，荒川変電所，村上変電所，神林変電所，勝木変電所，黒川北変電所，中条変電所，鷹の巣発電所，北新発田変電所，東港変電所，新発田変電所，松浦変電所，飯豊川第一発電所，飯豊川第二発電所，松浜変電所，葛塚変電所，水原変電所，新崎変電所，三川変電所，津川変電所，安田変電所，小須戸変電所，白根変電所，五泉変電所，木越変電所，早出発電所，東新津変電所，亀田変電所，川根変電所，中新潟変電所，藤見変電所，山の下変電所，大形変電所，沼垂変電所，寄居浜変電所，本町変電所，白山変電所，万代変電所，西新潟変電所，幸町変電所，笹口変電所，紫竹変電所，鳥屋野変電所，女池変電所，大野変電所，内野変電所，関屋変電所，亀貝変電所，巻変電所，岩室変電所，西川変電所，燕変電所，吉田変電所，地蔵堂変電所，小関変電所，桐島変電所，東栃尾変電所，南長岡変電所，来迎寺変電所，小千谷変電所，堀之内変電所，小出変電所，日吉変電所，才津変電所，比角変電所，柏崎変電所，茨目変電所，魚沼変電所，十日町変電所，東小千谷変電所，南十日町変電所，浦佐変電所，五十沢発電所，城内変電所，薮神発電所，上条発電所，大割野変電所，宮野原発電所，松代変電所，越後湯沢変電所，石打変電所，越後中里変電所，神立変電所，塩沢変電所，六日町変電所，登川発電所，直江津変電所，春日山変電所，高田変電所，稲田変電所，新井変電所，関山変電所，和田変電所，妙高変電所，潟町変電所，南川変電所，虫川変電所，東直江津変電所，能生変電所，糸魚川変電所，早川発電所，田海変電所，親不知変電所，佐渡変電所，相川変電所，相川火力発電所，高千変電所，金沢変電所，両津変電所，羽茂変電所，新潟変電所（154 キロボルトと 6 キロボルトを連系する設備），新飯田変電所，下田変電所，小国町変電所，大所変電所，浅貝変電所，飯山変電所

なお，系統設備効率化割引の対象変電所等および系統設備効率化割引単価については，原則として 2028 年 4 月 1 日に見直しを行なうものとし，当該見直し後は原則として 5 年ごとに見直しを行なうものといたします。

(2) 系統設備効率化割引の割引区分の適用

イ (1)の割引区分は，10（契約の成立および契約期間）(1)により系統連系受電契約が成立したときの連系変電所等により適用いたします。

なお，連系変電所等については，原則として 2028 年 4 月 1 日に見直しを行なうものとし，当該見直し後は原則として 5 年ごとに見直しを行なうものといたします。

ロ (1)に定める系統設備効率化割引の対象変電所等および系統設備効率化割引単価の見直しまでの間に利用する変電所等に変更があった場合であっても，(1)に定める系統設備効

率化割引の対象変電所等および系統設備効率化割引単価の見直しまでの間に適用される割引区分は継続されるものといたします。

ハ　(1)に定める系統設備効率化割引の対象変電所等および系統設備効率化割引単価の見直し後に発電量調整供給を開始した場合であっても，(1)の割引区分は，イにより適用するものといたします。ただし，適用される 22（系統連系受電サービス）(3)ハ(ﾛ)の系統設備効率化割引単価は見直し後のものといたします。

ニ　2024 年 4 月 1 日以降，受電地点を新たに設定する発電場所（発電設備等を新たに使用する場合に限ります。）または同一地点で発電設備等のすべての変更を行なう発電場所について，発電量調整供給の開始または変更以降，(1)に定める系統設備効率化割引の対象変電所等および系統設備効率化割引単価の見直しを行なった場合における見直し後に適用する割引区分は，その次の(1)に定める系統設備効率化割引の対象変電所等および系統設備効率化割引単価の見直しまでの間 1 回に限り，次のとおりといたします。ただし，適用される 22（系統連系受電サービス）(3)ハ(ﾛ)の系統設備効率化割引単価は見直し後のものといたします。

見直し前の割引区分	見直し後の割引区分	適用される割引区分
Ａ－1	Ａ－1，Ａ－2，Ａ－3 または割引対象外	Ａ－1
Ａ－2	Ａ－1	Ａ－1
	Ａ－2，Ａ－3または割引対象外	Ａ－2
Ａ－3	Ａ－1	Ａ－1
	Ａ－2	Ａ－2
	Ａ－3または割引対象外	Ａ－3
Ｂ－1	Ｂ－1，Ｂ－2または割引対象外	Ｂ－1
Ｂ－2	Ｂ－1	Ｂ－1
	Ｂ－2または割引対象外	Ｂ－2

3　契約電力および契約容量の算定方法

19（接続送電サービス）(2)イ(ﾛ) b もしくは(ﾊ)または 20（臨時接続送電サービス）(2)イ(ｲ) b (b)もしくは(ﾛ) b の場合の契約電力または契約容量は，次により算定いたします。ただし，契約電力を算定する場合は，力率（100 パーセントといたします。）を乗じます。

(1) 供給電気方式および供給電圧が交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトの場合

契約主開閉器の定格電流(アンペア) × 電圧(ボルト) × $\frac{1}{1,000}$

なお，交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトの場合の電圧は，200 ボルトといたします。

(2) 供給電気方式および供給電圧が交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトの場合

契約主開閉器の定格電流(アンペア)×電圧(ボルト)×1.732 × $\frac{1}{1,000}$

4 負荷設備の入力換算容量

(1) 照明用電気機器

照明用電気機器の換算容量は，次のイ，ロ，ハおよびニによります。

イ けい光灯

	換算容量	
	入力(ボルトアンペア)	入力(ワット)
高力率型	管灯の定格消費電力(ワット)×150 パーセント	管灯の定格消費電力(ワット)×125 パーセント
低力率型	管灯の定格消費電力(ワット)×200 パーセント	

ロ ネオン管灯

2 次電圧(ボルト)	換算容量		
	入力(ボルトアンペア)		入力(ワット)
	高力率型	低力率型	
3,000	30	80	30
6,000	60	150	60
9,000	100	220	100
12,000	140	300	140
15,000	180	350	180

ハ スリームラインランプ

管の長さ(ミリメートル)	換算容量	
	入力(ボルトアンペア)	入力(ワット)
999 以下	40	40
1,149 以下	60	60
1,556 以下	70	70
1,759 以下	80	80
2,368 以下	100	100

ニ　水　銀　灯

出　力 （ワット）	換　算　容　量		
	入力（ボルトアンペア）		入力（ワット）
	高力率型	低力率型	
40 以下	60	130	50
60 以下	80	170	70
80 以下	100	190	90
100 以下	150	200	130
125 以下	160	290	145
200 以下	250	400	230
250 以下	300	500	270
300 以下	350	550	325
400 以下	500	750	435
700 以下	800	1,200	735
1,000 以下	1,200	1,750	1,005

(2) 誘導電動機

イ　単相誘導電動機

(ｲ) 出力が馬力表示の単相誘導電動機の換算容量（入力〔キロワット〕）は，換算率100.0パーセントを乗じたものといたします。

(ﾛ) 出力がワット表示のものは，次のとおりといたします。

出　力 （ワット）	換　算　容　量		
	入力（ボルトアンペア）		入力（ワット）
	高力率型	低力率型	
35 以下	—	160	出力（ワット）× 133.0 パーセント
45 以下	—	180	
65 以下	—	230	
100 以下	250	350	
200 以下	400	550	
400 以下	600	850	
550 以下	900	1,200	
750 以下	1,000	1,400	

ロ　3 相誘導電動機

換　算　容　量（入力〔キロワット〕）
出力(馬力)　　×93.3 パーセント
出力(キロワット)×125.0 パーセント

(3) レントゲン装置

レントゲン装置の換算容量は，次によります。

なお，レントゲン装置が 2 以上の装置種別を兼ねる場合は，いずれか大きい換算容量といたします。

装置種別 (携帯型および移動型を含みます。)	最高定格管電圧 (ｷﾛﾎﾞﾙﾄﾋﾟｰｸ)	管電流 (短時間定格電流) (ﾐﾘｱﾝﾍﾟｱ)	換算容量 (入力〔ｷﾛﾎﾞﾙﾄｱﾝﾍﾟｱ〕)
治療用装置			定格 1 次最大入力(ｷﾛﾎﾞﾙﾄｱﾝﾍﾟｱ)の値といたします。
診察用装置	95 ｷﾛﾎﾞﾙﾄﾋﾟｰｸ以下	20 ﾐﾘｱﾝﾍﾟｱ以下	1
		20 ﾐﾘｱﾝﾍﾟｱ超過 30 ﾐﾘｱﾝﾍﾟｱ以下	1.5
		30 ﾐﾘｱﾝﾍﾟｱ超過 50 ﾐﾘｱﾝﾍﾟｱ以下	2
		50 ﾐﾘｱﾝﾍﾟｱ超過 100 ﾐﾘｱﾝﾍﾟｱ以下	3
		100 ﾐﾘｱﾝﾍﾟｱ超過 200 ﾐﾘｱﾝﾍﾟｱ以下	4
		200 ﾐﾘｱﾝﾍﾟｱ超過 300 ﾐﾘｱﾝﾍﾟｱ以下	5
		300 ﾐﾘｱﾝﾍﾟｱ超過 500 ﾐﾘｱﾝﾍﾟｱ以下	7.5
		500 ﾐﾘｱﾝﾍﾟｱ超過 1,000 ﾐﾘｱﾝﾍﾟｱ以下	10
	95 ｷﾛﾎﾞﾙﾄﾋﾟｰｸ超過 100 ｷﾛﾎﾞﾙﾄﾋﾟｰｸ以下	200 ﾐﾘｱﾝﾍﾟｱ以下	5
		200 ﾐﾘｱﾝﾍﾟｱ超過 300 ﾐﾘｱﾝﾍﾟｱ以下	6
		300 ﾐﾘｱﾝﾍﾟｱ超過 500 ﾐﾘｱﾝﾍﾟｱ以下	8
		500 ﾐﾘｱﾝﾍﾟｱ超過 1,000 ﾐﾘｱﾝﾍﾟｱ以下	13.5
	100 ｷﾛﾎﾞﾙﾄﾋﾟｰｸ超過 125 ｷﾛﾎﾞﾙﾄﾋﾟｰｸ以下	500 ﾐﾘｱﾝﾍﾟｱ以下	9.5
		500 ﾐﾘｱﾝﾍﾟｱ超過 1,000 ﾐﾘｱﾝﾍﾟｱ以下	16
	125 ｷﾛﾎﾞﾙﾄﾋﾟｰｸ超過 150 ｷﾛﾎﾞﾙﾄﾋﾟｰｸ以下	500 ﾐﾘｱﾝﾍﾟｱ以下	11
		500 ﾐﾘｱﾝﾍﾟｱ超過 1,000 ﾐﾘｱﾝﾍﾟｱ以下	19.5
蓄電器放電式診察用装置	ｺﾝﾃﾞﾝｻ容量 0.75 ﾏｲｸﾛﾌｧﾗｯﾄﾞ以下		1
	0.75 ﾏｲｸﾛﾌｧﾗｯﾄﾞ超過 1.5 ﾏｲｸﾛﾌｧﾗｯﾄﾞ以下		2
	1.5 ﾏｲｸﾛﾌｧﾗｯﾄﾞ超過 3 ﾏｲｸﾛﾌｧﾗｯﾄﾞ以下		3

(4) 電気溶接機

電気溶接機の換算容量は，次の算式によって算定された値といたします。

イ　日本産業規格に適合した機器（コンデンサ内蔵型を除きます。）の場合

入力(キロワット)＝ 最大定格 1 次入力(キロボルトアンペア)× 70 パーセント

ロ　イ以外の場合

入力(キロワット)＝ 実測した 1 次入力(キロボルトアンペア)× 70 パーセント

(5) そ　の　他

イ　(1)，(2)，(3)および(4)によることが不適当と認められる電気機器の換算容量（入力）は，実測した値を基準として契約者と当社との協議によって定めます。ただし，特別の事情がある場合は，定格消費電力を換算容量（入力）とすることがあります。

ロ　動力と一体をなし，かつ，動力を使用するために直接必要であって欠くことができない表示灯は，動力とあわせて 1 契約負荷設備として契約負荷設備の容量（入力）を算定いたします。

ハ　予備設備であることが明らかな電気機器については，契約負荷設備の容量の算定の対象といたしません。

5　離島ユニバーサルサービス調整

(1) 離島ユニバーサルサービス調整額の算定

イ　離島平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの離島平均燃料価格は，貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき，次の算式によって算定された値といたします。

なお，離島平均燃料価格は，100 円単位とし，100 円未満の端数は，10 円の位で四捨五入いたします。

離島平均燃料価格＝Ａ×α

Ａ＝各離島平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

α＝1.0000

なお，各離島平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格の単位は，1 円とし，その端数は，小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

ロ　離島基準燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの離島基準燃料価格は，79,300 円といたします。

ハ　離島調整上限燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの離島調整上限燃料価格は，119,000 円といたします。

ニ　離島ユニバーサルサービス調整単価

離島ユニバーサルサービス調整単価は，次の算式によって算定された値といたします。

なお，離島ユニバーサルサービス調整単価の単位は，1 銭とし，その端数は，小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

(ｲ) 1 キロリットル当たりの離島平均燃料価格が離島基準燃料価格を下回る場合

$$\text{離島ユニバーサルサービス調整単価} = (\text{離島基準燃料価格} - \text{離島平均燃料価格}) \times \frac{(2)\text{の離島基準単価}}{1,000}$$

(ﾛ) 1 キロリットル当たりの離島平均燃料価格が離島基準燃料価格を上回り，かつ，離島調整上限燃料価格以下の場合

離島ユニバーサルサービス調整単価　＝

$$(\text{離島平均燃料価格} - \text{離島基準燃料価格}) \times \frac{(2)\text{の離島基準単価}}{1,000}$$

(ﾊ) 1 キロリットル当たりの離島平均燃料価格が離島調整上限燃料価格を上回る場合

離島平均燃料価格は，離島調整上限燃料価格といたします。

離島ユニバーサルサービス調整単価　＝

$$(\text{離島調整上限燃料価格} - \text{離島基準燃料価格}) \times \frac{(2)\text{の離島基準単価}}{1,000}$$

ホ　離島ユニバーサルサービス調整単価の適用

各離島平均燃料価格算定期間の離島平均燃料価格によって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価は，その離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間に使用される接続供給に係る電気に適用いたします。

(ｲ) 各離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間は，(ﾛ)，(ﾊ)および(ﾆ)の場合を除き，次のとおりといたします。

離島平均燃料価格算定期間	離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間
毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の5月の検針日から6月の検針日の前日までの期間
毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の6月の検針日から7月の検針日の前日までの期間
毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の7月の検針日から8月の検針日の前日までの期間
毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の8月の検針日から9月の検針日の前日までの期間
毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の9月の検針日から10月の検針日の前日までの期間
毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の10月の検針日から11月の検針日の前日までの期間
毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の11月の検針日から12月の検針日の前日までの期間
毎年8月1日から10月31日までの期間	その年の12月の検針日から翌年の1月の検針日の前日までの期間
毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の1月の検針日から2月の検針日の前日までの期間
毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の2月の検針日から3月の検針日の前日までの期間
毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の3月の検針日から4月の検針日の前日までの期間
毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間(翌年が閏年となる場合は，翌年の2月29日までの期間)	翌年の4月の検針日から5月の検針日の前日までの期間

(ﾛ) 記録型計量器により計量する場合で，当社があらかじめ契約者に計量日をお知らせしたときは，(ﾆ)の場合を除き，その供給地点の各離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間は，(ｲ)に準ずるものといたします。この場合，(ｲ)にいう検針日は，計量日といたします。

(ﾊ) 定額接続送電サービスの場合は，各離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間は，(ｲ)に準ずるものといたします。この場合，(ｲ)に

いう検針日は，その供給地点の属する検針区域の検針日といたします。ただし，電灯臨時定額接続送電サービスおよび動力臨時定額接続送電サービスの適用を受け，料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間，または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合は，(ｲ)にいう検針日は，応当日といたします。

(ﾆ) 検針日が毎月初日の需要者に係る供給地点については，各離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間は，(ｲ)に準ずるものといたします。この場合，(ｲ)にいう各月の検針日は，その月の翌月の初日といたします。

ﾍ　離島ユニバーサルサービス調整額

(ｲ) 定額制供給の場合

a　電灯定額接続送電サービス

離島ユニバーサルサービス調整額は，ﾆによって算定された各契約負荷設備ごとの離島ユニバーサルサービス調整単価の合計といたします。

b　電灯臨時定額接続送電サービスおよび動力臨時定額接続送電サービス

離島ユニバーサルサービス調整額は，ﾆによって算定された各臨時接続送電サービスごとの離島ユニバーサルサービス調整単価といたします。

(ﾛ) 従量制供給の場合

離島ユニバーサルサービス調整額は，その 1 月の接続供給電力量にﾆによって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価を適用して算定いたします。

(2) 離島基準単価

離島基準単価は，離島平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値といたします。

ｲ　定額制供給の場合

(ｲ) 電灯定額接続送電サービス

離島基準単価は，各契約負荷設備ごとに 1 月につき次のとおりといたします。

電灯	10 ワットまでの 1 灯につき	4 厘
	10 ワットをこえ 20 ワットまでの 1 灯につき	9 厘
	20 ワットをこえ 40 ワットまでの 1 灯につき	1 銭 8 厘
	40 ワットをこえ 60 ワットまでの 1 灯につき	2 銭 5 厘
	60 ワットをこえ 100 ワットまでの 1 灯につき	4 銭 3 厘
	100 ワットをこえる 1 灯につき 100 ワットまでごとに	4 銭 3 厘
小型機器	50 ボルトアンペアまでの 1 機器につき	1 銭 3 厘
	50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペアまでの 1 機器につき	2 銭 5 厘
	100 ボルトアンペアをこえる 1 機器につき 100 ボルトアンペアまでごとに	2 銭 5 厘

(ﾛ) 電灯臨時定額接続送電サービス

離島基準単価は，契約負荷設備の総容量（入力）によって，1 日につき次のとおりといたします。

総容量が 50 ボルトアンペアまでの場合	0 厘
総容量が 50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペアまでの場合	1 厘
総容量が 100 ボルトアンペアをこえ 500 ボルトアンペアまでの場合 100 ボルトアンペアまでごとに	1 厘
総容量が 500 ボルトアンペアをこえ 1 キロボルトアンペアまでの場合	7 厘
総容量が 1 キロボルトアンペアをこえ 3 キロボルトアンペアまでの場合 1 キロボルトアンペアまでごとに	7 厘

(ﾊ) 動力臨時定額接続送電サービス

離島基準単価は，次のとおりといたします。ただし，臨時接続送電サービス契約電力が 0.5 キロワットの場合の離島基準単価は，臨時接続送電サービス契約電力が 1 キロワットの場合の離島基準単価の半額といたします。

臨時接続送電サービス契約電力 1 キロワット 1 日につき	8 厘

ロ　従量制供給の場合

離島基準単価は，次のとおりといたします。

1 キロワット時につき	1 厘

(3) 離島ユニバーサルサービス調整単価等のお知らせ

当社は，(1)イの各離島平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格および(1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価をインターネットを利用する方法等によりお知らせいたします。

6 平均力率の算定

(1) 平均力率は，次の算式によって算定された値といたします。ただし，有効電力量の値が零となる場合の平均力率は，85 パーセントとみなします。

$$\text{平均力率(パーセント)} = \frac{\text{有効電力量}}{\sqrt{(\text{有効電力量})^2 + (\text{無効電力量})^2}} \times 100$$

(2) 有効電力量および無効電力量の計量については，30（計量）に準ずるものといたします。ただし，有効電力量または無効電力量は，30（計量）にかかわらず，当分の間，やむをえない場合には，受電電圧および供給電圧と異なった電圧で計量いたします。この場合，有効電力量または無効電力量は，計量された有効電力量または無効電力量を，受電電圧および供給電圧と同位にするために原則として 3 パーセントの計量損失率によって修正したものといた

します。

7　契約負荷設備の総容量の算定

(1) 差込口の数と電気機器の数が異なる場合は，次によって算定された値にもとづき，契約負荷設備の総容量を算定いたします。

イ　電気機器の数が差込口の数を上回る場合

差込口の数に応じた電気機器の総容量（入力）といたします。この場合，最大の入力の電気機器から順次対象といたします。

ロ　電気機器の数が差込口の数を下回る場合

電気機器の総容量（入力）に電気機器の数を上回る差込口の数に応じて次によって算定した値を加えたものといたします。

(ｲ) 住宅，アパート，寮，病院，学校および寺院

1 差込口につき 50 ボルトアンペア

(ﾛ) (ｲ)以外の場合

1 差込口につき 100 ボルトアンペア

(2) 契約負荷設備の容量を確認できない場合は，同一業種の 1 回路当たりの平均負荷設備容量にもとづき，契約負荷設備の総容量（入力）を算定いたします。

8　発電量調整受電計画電力量，接続対象計画電力量および需要抑制量調整受電計画電力量に関する取扱い

(1) 発電量調整受電計画電力量の取扱い

発電量調整受電計画電力量は，原則として，別表 11（発電計画・調達計画・販売計画）に定める当日計画の通知の期限における発電計画といたします。

ただし，発電契約者が通知した販売計画または調達計画が不適当と認められる場合には，当該計画は次に定める値とみなします。

イ　発電契約者が通知した販売計画または調達計画のうち，卸電力取引所への販売分または卸電力取引所からの調達分が卸電力取引所における約定結果と一致しない場合

卸電力取引所における約定結果の値（卸電力取引市場における市場約定後において，電力広域的運営推進機関より約定結果の値の変更に係る通知を受けた場合は，通知を受けた変更後の値といたします。また，約定がない場合は零とみなします。）

ロ　発電契約者が通知した販売計画または調達計画のうち，イ以外の分が取引相手の対応する計画と一致しない場合

発電契約者の販売計画または調達計画と取引相手の対応する計画とのうちいずれか小さい値（取引相手の対応する計画がない場合は零とみなします。）

なお，当日計画の通知の期限において発電契約者が通知した発電計画と調達計画の合計値が販売計画と一致しない場合，販売計画から調達計画を差し引いた値を当日計画の通知の期限における発電計画とみなします（以下「みなし発電計画」といいます。）。

この場合の発電バランシンググループごとの発電計画は，30 分ごとに次の算式により得られた値とみなします。

発電バランシンググループごとの発電計画

＝ みなし発電計画の値

× 当日計画の通知の期限における発電バランシンググループごとの発電計画の値

／ 当日計画の通知の期限における発電計画の値

(2) 接続対象計画電力量の取扱い

接続対象計画電力量は，原則として，別表10（需要計画・調達計画・販売計画）に定める当日計画の通知の期限における需要想定値といたします。

ただし，契約者が通知した調達計画または販売計画が不適当と認められる場合には，当該計画は次に定める値とみなします。

イ　契約者が通知した調達計画または販売計画のうち，卸電力取引所への販売分または卸電力取引所からの調達分が卸電力取引所における約定結果と一致しない場合

卸電力取引所における約定結果の値（卸電力取引市場における市場約定後において，電力広域的運営推進機関より約定結果の値の変更に係る通知を受けた場合は，通知を受けた変更後の値といたします。また，約定がない場合は零とみなします。）

ロ　契約者が通知した調達計画または販売計画のうち，イ以外の分が取引相手の対応する計画と一致しない場合

契約者の調達計画または販売計画と取引相手の対応する計画とのうちいずれか小さい値（取引相手の対応する計画がない場合は零とみなします。）

なお，当日計画の通知の期限において契約者が通知した需要想定値と需要想定値に対する取引計画が一致しない場合，調達計画から販売計画を差し引いた値を当日計画の通知の期限における需要想定値とみなします。

(3) 需要抑制量調整受電計画電力量の取扱い

イ　需要抑制量調整受電計画電力量は，原則として，別表12（需要抑制計画・調達計画・販売計画・ベースライン）に定める当日計画の通知の期限における需要抑制計画といたします。

ただし，需要抑制契約者が通知した調達計画または販売計画が不適当と認められる場合には，当該計画は次に定める値とみなします。

(ｲ) 需要抑制契約者が通知した調達計画または販売計画のうち，卸電力取引所への販売分または卸電力取引所からの調達分が卸電力取引所における約定結果と一致しない場合

卸電力取引所における約定結果の値（卸電力取引市場における市場約定後において，電力広域的運営推進機関より約定結果の値の変更に係る通知を受けた場合は，通知を受けた変更後の値といたします。また，約定がない場合は零とみなします。）

(ﾛ) 需要抑制契約者が通知した調達計画または販売計画のうち，(ｲ)以外の分が取引相手の対応する計画と一致しない場合

需要抑制契約者の調達計画または販売計画と取引相手の対応する計画とのうちいずれか小さい値（取引相手の対応する計画がない場合は零とみなします。）

ロ　需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量または需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量の算定上，次の(ｲ)または(ﾛ)に該当する場合は，次に定める値を需要抑制計画とみな

します（以下「みなし需要抑制計画」といいます。）。この場合，みなし需要抑制計画が負となるときの31（電力および電力量の算定）(14)イ(ﾛ)および(ﾊ)の需要抑制量調整受電計画電力量は，当日計画の通知の期限における需要抑制計画といたします。

なお，需要抑制契約者が複数の需要抑制バランシンググループを設定される場合の需要抑制バランシンググループごとのみなし需要抑制計画は，30分ごとに次の算式により得られた値といたします。

需要抑制バランシンググループごとのみなし需要抑制計画
＝ みなし需要抑制計画の値
×当日計画の通知の期限における需要抑制バランシンググループごとの需要抑制計画の値
／ 当日計画の通知の期限における需要抑制計画の合計値

(ｲ) 需要抑制契約者が通知した販売計画（イにより変更した場合は変更後の値といたします。）が調達計画（イにより変更した場合は変更後の値といたします。）を上回った場合
販売計画と調達計画の差を需要抑制計画の合計値に加えた値

(ﾛ) 需要抑制契約者が通知した販売計画（イにより変更した場合は変更後の値といたします。）が調達計画（イにより変更した場合は変更後の値といたします。）を下回った場合
販売計画と調達計画の差を需要抑制計画の合計値から減じた値

9 電力量の協定

電力量を協議によって定める場合の基準は，原則として次によります。

(1) 定額制供給の場合の接続供給電力量

イ 接続供給電力量の算定式

その1月の接続供給電力量は，接続送電サービスまたは臨時接続送電サービスに応じて次により算定いたします。ただし，33（料金の算定）(1)イ，ロ，ニ，ホまたはへの場合は，接続送電サービスまたは臨時接続送電サービスに応じて次により算定した値を当月の料金の算定期間の日数で除し，協定の対象となる期間（以下「協定期間」といいます。）の日数を乗じた値といたします。

電灯定額接続送電サービス	電灯である契約負荷設備	10 ワットまでの 1 灯につき	10 ワット×ロに定める月別使用時間
		10 ワットをこえ 20 ワットまでの 1 灯につき	20 ワット×ロに定める月別使用時間
		20 ワットをこえ 40 ワットまでの 1 灯につき	40 ワット×ロに定める月別使用時間
		40 ワットをこえ 60 ワットまでの 1 灯につき	60 ワット×ロに定める月別使用時間
		60 ワットをこえ 100 ワットまでの 1 灯につき	100 ワット×ロに定める月別使用時間
		100 ワットをこえる 1 灯につき 100 ワットまでごとに	100 ワット×ロに定める月別使用時間
	小型機器である契約負荷設備 1 機器につき		20 キロワット時
電灯臨時定額接続送電サービス			契約灯個数×40 キロワット時
動力臨時定額接続送電サービス			契約電力×200 時間

ロ　月別使用時間

月別使用時間は，計算月ごとに下表のとおりといたします。

計算月	1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月
月別使用時間	472	469	401	410	362	342
計算月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月
月別使用時間	312	326	348	368	416	435

ただし，閏年となる場合における 3 月の月別使用時間は，上表にかかわらず，415 時間といたします。

(2) 従量制供給の場合の接続供給電力量

イ　過去の接続供給電力量による場合

次のいずれかによって算定いたします。ただし，協定期間または過去の電力量が計量された料金の算定期間に契約電力，契約電流または契約容量の変更があった場合は，料金の計算上区分すべき期間の日数に契約電力，契約電流または契約容量を乗じた値の比率を勘案して算定いたします。

(ｲ) 前月または前年同月の接続供給電力量による場合

$$\frac{\text{前月または前年同月の接続供給電力量}}{\text{前月または前年同月の料金の算定期間の日数}} \times \text{協定期間の日数}$$

(ﾛ) 前 3 月間の接続供給電力量による場合

$$\frac{\text{前 3 月間の接続供給電力量}}{\text{前 3 月間の料金の算定期間の日数}} \times \text{協定期間の日数}$$

ロ　使用された負荷設備の容量と使用時間による場合

使用された負荷設備の容量（入力）にそれぞれの使用時間を乗じてえた値を合計した値といたします。

ハ　取替後の計量器によって計量された期間の日数が 10 日以上である場合で，取替後の計量器によって計量された接続供給電力量によるとき。

$$\frac{\text{取替後の計量器によって計量された接続供給電力量}}{\text{取替後の計量器によって計量された期間の日数}} \times \text{協定期間の日数}$$

ニ　参考のために取り付けた計量器の計量による場合

参考のために取り付けた計量器によって計量された接続供給電力量といたします。

なお，この場合の計量器の取付けは，63（計量器等の取付け）に準ずるものといたします。

ホ　公差をこえる誤差により修正する場合

$$\frac{\text{計量電力量}}{\text{100 パーセント＋(±誤差率)}}$$

なお，公差をこえる誤差の発生時期が確認できない場合は，次の月以降の接続供給電力量を対象として協定いたします。

(ｲ) 契約者の申出により測定したときは，申出の日の属する月

(ﾛ) 当社が発見して測定したときは，発見の日の属する月

(3) (1)または(2)によって接続供給電力量を定める場合，協定期間の 30 分ごとの接続供給電力量は，協定期間の接続供給電力量を協定期間における 30 分ごとの接続供給電力量として均等に配分してえられる値といたします。

ただし，(2)によって接続供給電力量を定める場合で，協定期間の接続供給電力量を計量器の時間帯区分ごとに定めるときは，協定期間における各時間帯区分ごとの接続供給電力量をそれぞれの時間帯区分の 30 分ごとの接続供給電力量として均等に配分してえられる値といたします。

(4) 発電量調整受電電力量の協定については，(2)および(3)に準ずるものといたします。

10　需要計画・調達計画・販売計画

需要計画・調達計画・販売計画の通知の期限および通知の内容は次のとおりといたします。

<table>
<tr><td colspan="2">対象期間</td><td>年間計画
（第1年度，
第2年度）</td><td>月間計画
（翌月，翌々
月）</td><td>週間計画
（翌週，翌々
週）</td><td>翌々日計画</td><td>翌日計画</td><td>当日計画</td></tr>
<tr><td colspan="2">通知の期限</td><td>毎年10月31
日</td><td>毎月1日</td><td>毎週水曜日
午前10時</td><td>毎日
午前10時</td><td>毎日午前12
時</td><td>30分ごとの
実需給の
開始時刻の
1時間前</td></tr>
<tr><td rowspan="3">通知の内容</td><td>需要
想定値</td><td>各月の平日および休日の接続対象電力の最大値および最小値</td><td>各週の平日および休日の接続対象電力の最大値および最小値</td><td>電力広域的運営推進機関が指定する時刻の日ごとの接続対象電力</td><td colspan="3">30分ごとの接続対象電力量</td></tr>
<tr><td rowspan="2">需要想定値に対する調達計画・販売計画</td><td>各月の平日および休日の接続対象電力の最大値および最小値に対する発電契約者，契約者または需要抑制契約者毎の調達分および販売分の計画値</td><td>各週の平日および休日の接続対象電力の最大値および最小値に対する発電契約者，契約者または需要抑制契約者毎の調達分および販売分の計画値</td><td>電力広域的運営推進機関が指定する時刻の日ごとの接続対象電力に対する発電契約者，契約者または需要抑制契約者毎の調達分および販売分の計画値</td><td colspan="3">30分ごとの接続対象電力量に対する発電契約者，契約者または需要抑制契約者毎の調達分および販売分の計画値</td></tr>
<tr><td colspan="2">供給力未調達分の計画値
（自己等への電気の供給を行なう場合を除きます。）</td><td colspan="3">－</td></tr>
</table>

（注1）需要計画・調達計画・販売計画は，当社所定の様式により提出していただきます。

（注2）年度とは，4月1日から翌年の3月31日までの期間といたします。

（注3）当社が供給区域の詳細な需給状況を把握する必要がある場合は，より詳細な断面を提出していただく場合があります。

（注4）週間計画以前において，連系線の利用に係る調達計画および販売計画がある場合には，当該利用に係る調達分ごとの計画値および当該利用に係る販売分ごとの計画値を提出

していただきます。

11　発電計画・調達計画・販売計画

発電計画・調達計画・販売計画の通知の期限および通知の内容は次のとおりといたします。

<table>
<tr><td colspan="2">対象期間</td><td>年間計画
(第1年度，
第2年度)</td><td>月間計画
(翌月，翌々月)</td><td>週間計画
(翌週，翌々週)</td><td>翌々日計画</td><td>翌日計画</td><td>当日計画</td></tr>
<tr><td colspan="2">通知の期限</td><td>毎年10月
31日</td><td>毎月1日</td><td>毎週水曜日
午前10時</td><td>毎日
午前10時</td><td>毎日午前12時</td><td>原則として
30分ごとの
実需給の
開始時刻の
1時間前</td></tr>
<tr><td rowspan="4">通知の内容</td><td>発電計画</td><td>各月の平日および休日の発電量調整受電電力の最大値および最小値</td><td>各週の平日および休日の発電量調整受電電力の最大値および最小値</td><td>電力広域的運営推進機関が指定する時刻の日ごとの発電量調整受電電力</td><td colspan="3">30分ごとの発電量調整受電電力量</td></tr>
<tr><td>調達計画・販売計画</td><td>各月の平日および休日の発電量調整受電電力の最大値および最小値に対する契約者，発電契約者または需要抑制契約者毎の調達分および販売分の計画値</td><td>各週の平日および休日の発電量調整受電電力の最大値および最小値に対する契約者，発電契約者または需要抑制契約者毎の調達分および販売分の計画値</td><td>電力広域的運営推進機関が指定する時刻の日ごとの発電量調整受電電力に対する契約者，発電契約者または需要抑制契約者毎の調達分および販売分の計画値</td><td colspan="3">30分ごとの発電量調整受電電力量に対する契約者，発電契約者または需要抑制契約者毎の調達分および販売分の計画値</td></tr>
<tr><td rowspan="2">発電設備等の停止計画</td><td colspan="2">作業の開始日時，作業の終了日時，
停止内容，その他必要な項目</td><td>－</td><td colspan="3">－</td></tr>
<tr><td>－</td><td>－</td><td colspan="3">計画外作業
計画作業の変更分</td></tr>
</table>

（注 1）発電計画・調達計画・販売計画は，当社所定の様式により提出していただきます。
（注 2）年度とは，4 月 1 日から翌年の 3 月 31 日までの期間といたします。
（注 3）当社が系統運用上必要な場合および料金の算定上必要な場合は，発電場所別の発電計画もあわせて提出していただきます。
（注 4）計画外作業および計画作業の変更分については，発生のつど，すみやかに提出していただきます。
（注 5）当社が供給区域の詳細な需給状況を把握する必要がある場合は，より詳細な断面を提出していただく場合があります。
（注 6）週間計画以前において，連系線の利用に係る調達計画および販売計画がある場合には，当該利用に係る調達分ごとの計画値および当該利用に係る販売分ごとの計画値を提出していただきます。

12　需要抑制計画・調達計画・販売計画・ベースライン

需要抑制計画・調達計画・販売計画・ベースラインの通知の期限および通知の内容は次のとおりといたします。

<table>
<tr><td colspan="2">対象期間</td><td>年間計画
（第1年度，
第2年度）</td><td>月間計画
（翌月，翌々月）</td><td>週間計画
（翌週，翌々週）</td><td>翌々日計画</td><td>翌日計画</td><td>当日計画</td></tr>
<tr><td colspan="2">通知の期限</td><td>毎年10月31日</td><td>毎月1日</td><td>毎週水曜日午前10時</td><td>毎日
午前10時</td><td>毎日午前
12時</td><td>30分ごとの実需給の開始時刻の1時間前</td></tr>
<tr><td rowspan="3">通知の内容</td><td>需要抑制計画</td><td>各月の平日および休日の需要抑制量調整受電電力の最大値および最小値</td><td>各週の平日および休日の需要抑制量調整受電電力の最大値および最小値</td><td>電力広域的運営推進機関が指定する時刻の日ごとの需要抑制量調整受電電力</td><td colspan="3">30分ごとの需要抑制量調整受電電力量</td></tr>
<tr><td>調達計画・販売計画</td><td>各月の平日および休日の需要抑制量調整受電電力の最大値および最小値に対する契約者，発電契約者または需要抑制契約者毎の調達分および販売分の計画値</td><td>各週の平日および休日の需要抑制量調整受電電力の最大値および最小値に対する契約者，発電契約者または需要抑制契約者毎の調達分および販売分の計画値</td><td>電力広域的運営推進機関が指定する時刻の日ごとの需要抑制量調整受電電力に対する契約者，発電契約者または需要抑制契約者毎の調達分および販売分の計画値</td><td colspan="3">30分ごとの需要抑制量調整受電電力量に対する契約者，発電契約者または需要抑制契約者毎の調達分および販売分の計画値</td></tr>
<tr><td>ベースライン</td><td>－</td><td>－</td><td>－</td><td>－</td><td>－</td><td>30分ごとの値</td></tr>
</table>

（注1）需要抑制計画・調達計画・販売計画・ベースラインは，当社所定の様式により提出していただきます。

（注2）年度とは，4月1日から翌年の3月31日までの期間といたします。

（注3）当社が供給区域の詳細な需給状況を把握する必要がある場合は，より詳細な断面を提出していただく場合があります。

（注4）週間計画以前において，連系線の利用に係る調達計画および販売計画がある場合には，当該利用に係る調達分ごとの計画値および当該利用に係る販売分ごとの計画値を提出していただ

きます。

13　進相用コンデンサ取付容量基準

進相用コンデンサの容量は，次のとおりといたします。

(1) 照明用電気機器

イ　けい光灯

進相用コンデンサをけい光灯に内蔵する場合の進相用コンデンサ取付容量は，次によります。

使用電圧（ボルト）	管灯の定格消費電力（ワット）	コンデンサ取付容量（マイクロファラッド）	
		50ヘルツ	60ヘルツ
100	10	4.5	3.5
	15	5.5	4.5
	20	9	5.5
	30	11	9
	40	17	14
	60	21	17
	80	30	25
	100	36	30
200	40	4.5	3.5
	60	5.5	4.5
	80	7	5.5
	100	9	7

ロ　ネオン管灯

2次電圧（ボルト）	変圧器容量（ボルトアンペア）	コンデンサ取付容量（マイクロファラッド）	
		50ヘルツ	60ヘルツ
3,000	80	30	20
6,000	100	50	30
9,000	200	75	50
12,000	300	100	50
15,000	350	150	70

ハ　水　銀　灯（標準周波数 50 ヘルツおよび 60 ヘルツの場合といたします。）

出力（ワット）	コンデンサ取付容量（マイクロファラッド）	
	100 ボルト	200 ボルト
50 以下	30	7
100 以下	50	9
250 以下	75	15
300 以下	100	20
400 以下	150	30
700 以下	250	50
1,000 以下	300	75

(2) 誘導電動機

イ　個々にコンデンサを取り付ける場合

(ｲ) 単相誘導電動機

使用電圧(ボルト)		100				200			
電動機定格出力	馬力	1/8	1/4	1/2	1	1/8	1/4	1/2	1
	キロワット	0.1	0.2	0.4	0.75	0.1	0.2	0.4	0.75
コンデンサ取付容量（マイクロファラッド）	50 ヘルツ	50	75	75	100	20	20	30	40
	60 ヘルツ	40	50	75	100	20	20	30	40

(ﾛ) 3 相誘導電動機（使用電圧 200 ボルトの場合といたします。）

a　トップランナーモータの基準を満たす電動機

電動機定格出力	馬力		1/4	1/2	1	2	3	5	7.5	10	15	20	25	30	40	50
	ｷﾛﾜｯﾄ		0.2	0.4	0.75	1.5	2.2	3.7	5.5	7.5	11	15	18.5	22	30	37
コンデンサ取付容量（マイクロファラッド）	2極	50ﾍﾙﾂ	―	―	30	40	50	75	100	150	200	250	300	300	500	600
		60ﾍﾙﾂ	―	―	20	30	40	50	75	100	150	150	200	250	300	400
	4極	50ﾍﾙﾂ	―	―	40	75	100	150	200	250	300	400	500	800	900	1,200
		60ﾍﾙﾂ	―	―	30	40	50	75	100	150	200	250	300	400	500	700
	6極	50ﾍﾙﾂ	―	―	50	100	100	150	300	300	500	500	700	800	1,200	1,300
		60ﾍﾙﾂ	―	―	30	50	75	100	150	200	300	300	400	400	500	750

b　その他の電動機

電動機定格出力	馬力	1/4	1/2	1	2	3	5	7.5	10	15	20	25	30	40	50
	キロワット	0.2	0.4	0.75	1.5	2.2	3.7	5.5	7.5	11	15	18.5	22	30	37
コンデンサ取付容量(マイクロファラッド)	50ヘルツ	15	20	30	40	50	75	100	150	200	250	300	400	500	600
	60ヘルツ	10	15	20	30	40	50	75	100	150	200	250	300	400	500

ロ　一括してコンデンサを取り付ける場合

やむをえない事情によって 2 以上の電動機に対して一括してコンデンサを取り付ける場合のコンデンサの容量は，各電動機の定格出力に対応するイに定めるコンデンサの容量の合計といたします。

(3) 電気溶接機（使用電圧 200 ボルトの場合といたします。）

イ　交流アーク溶接機

溶接機最大入力(キロボルトアンペア)	3以上	5以上	7.5以上	10以上	15以上	20以上	25以上	30以上	35以上	40以上	45以上50未満
コンデンサ取付容量(マイクロファラッド)	100	150	200	250	300	400	500	600	700	800	900

ロ　交流抵抗溶接機

イの容量の 50 パーセントといたします。

(4) そ　の　他

(1)，(2)および(3)によることが不適当と認められる電気機器については，機器の特性に応じて契約者と当社との協議によって定めます。

14　標準設計

(1) 適　　用

この標準設計基準（以下「この基準」といいます。）は，Ⅷ（工事費の負担）に定める標準設計で施設する場合の工事費の算定に適用いたします。

この基準に明記していない場合は，電気設備に関する技術基準，その他関係法令，当社設計基準等にもとづき，技術的に適当と認められる設計によるものといたします。この場合，その設計を標準設計といたします。

(2) 単　　位

この基準においては，単位を次の記号で表示いたします。

単　　位	記　　号
ボルト	Ｖ
キロボルト	ｋＶ
アンペア	Ａ
キロアンペア	ｋＡ
キロボルトアンペア	ｋＶＡ
メガボルトアンペア	ＭＶＡ
ミリメートル	ｍｍ
メートル	ｍ
キロメートル	ｋｍ
平方ミリメートル	mm^2
平方センチメートル	cm^2
ミリグラム	ｍｇ

(3) 高圧または低圧電線路

イ　一般基準

(ｲ) 電圧降下の許容限度

高圧または低圧電線路（受電地点から受電地点に最も近い発電所または変電所の引出口もしくは供給変圧器の引出側端子までの電線路および供給地点から供給地点に最も近い発電所または変電所の引出口もしくは供給変圧器の引出側端子までの電線路）における電圧降下の許容限度の標準は，次によるものといたします。

電圧降下の許容限度の標準値

電線路の公称電圧（Ｖ）	電圧降下の許容限度の標準値（Ｖ）
100	6
200	20
3,300	300
6,600	600

ただし，既設電線路を利用する場合または他者と同時に供給設備を施設する場合は，他者の電圧降下および法令で定められた電圧維持基準等を考慮して施設いたします。

(ﾛ) 経　過　地

高圧または低圧電線路の経過地は，技術上，地形，用地事情および保守，保安に支障のない範囲で，電線路が最も経済的に施設できるよう選定いたします。

(ﾊ) 電線路の種類

高圧または低圧電線路の種類は，架空電線路といたします。ただし，架空電線路を施設することが法令上認められない場合または技術上，経済上もしくは地域的な事情により不適当と認められる場合には，その他の方法によるものといたします。

(ﾆ) 電線路の設計

電線路の設計については，その地域に施設される電気工作物の設計と同等のものをこえないものといたします。

ﾛ　架空電線路

(ｲ) 電線路の施設

a　高圧または低圧架空電線路は，単独の電線路の新設，他の架空電線路との併架，電線の張替え等のうち，技術上著しく困難な場合を除き，最も経済的な方法により施設いたします。

b　高圧架空電線路を単独に新設する場合には，原則として1回線といたします。

(ﾛ) 支持物の種類

高圧または低圧架空電線路の支持物には，コンクリート柱または複合柱を使用し，その選定にあたっては技術上，経済上適当なものといたします。ただし，コンクリート柱または複合柱を使用することが技術上，経済上不適当と認められる場合は，他の支持物を使用いたします。

(ﾊ) 標 準 径 間

高圧または低圧架空電線路の標準径間は，次によるものといたします。

標　準　径　間

施 設 区 域	標 準 径 間（m）
市　街　地	45
そ　の　他	55

(ﾆ) 支持物の長さ

高圧または低圧架空電線路の支持物の長さは，施設場所の状況に応じた根入れ，電線の弛度，装柱，交叉，建物，引込線，積雪等を考慮し当社が通常使用しているもののうち必要最小のものを次の中から選定いたします。

支　持　物　の　長　さ

支持物の長さ(m)	10	12	14	16

(ﾎ) が　い　し

高圧または低圧架空電線路で使用するがいしは，次によるものといたします。

が　い　し　の　種　類

使用個所別 / 電圧別	引通し個所	引留め個所
低　　圧	低圧用一体化ラック	低圧用一体化ラック
	低圧ピン碍子	低圧引留碍子
	低圧引留碍子	ＤＶグリップ
高　　圧	高圧中実ピンがいし	高圧中実耐張がいし

(ﾍ) 架空電線の種類および太さ

a　高圧または低圧架空電線には，硬銅線もしくはアルミ電線を使用いたします。

b　高圧または低圧架空電線の種類は，絶縁電線を使用いたします。

c　高圧または低圧架空電線の太さは，許容電流，短絡電流，電圧降下，機械的強度等を考慮し，必要最小のものを次の中から選定いたします。ただし，技術上，経済上不適当と認められる場合は，架空ケーブル等，他の適当な電線を使用することがあります。

電線の種類，太さおよび許容電流　（単位：A）

太さ ＼ 種類		高圧絶縁電線（OC）	低圧絶縁電線（OW）	引込線ビニル絶縁電線（DV）	
				2心	3心
単線(mm)	3.2	—	—	61	54
	5.0	153	103	—	—
より線(mm^2)	22	—	—	127	111
	60	292	206	—	193
	120	310	—	—	—
	100	391	—	—	262
	200	455	—	—	—
	150	512	—	—	—

(ﾄ) 架空電線の配列および変台装柱

a　高圧または低圧架空電線の配列は，特殊な場合を除き水平または垂直といたします。

b　柱上に変圧器を施設する場合は，変台装柱または懸垂装柱とし，1 次側に使用する開閉器は高圧カットアウトといたします。

(ﾁ) 柱上変圧器の容量

柱上変圧器の容量は，需要の実情を考慮し，当社が通常使用しているもののうち必要最小のものを次の中から選定いたします。

柱上変圧器容量

容量（kVA）								
5	10	20	30	50	75	100	50+30＊	100+50＊

(注) ＊：変圧器容量 50+30kVA および 100+50kVA は，灯動共用変圧器の容量といたします。

(ﾘ) 電力用変圧器の結線

3 相供給に対しては，原則として単相変圧器 2 台を使用したV結線または灯動共用変圧器の使用により供給いたします。ただし，技術上，経済上適当と認められる場合は，単相変圧器 3 台をΔ結線により供給することがあります。

(ﾇ) 高圧負荷開閉器の取付けおよびその種類と容量

a　高圧架空電線路の系統運用または保守のために必要な個所には高圧負荷開閉器を取り付けます。

b　高圧負荷開閉器の種類は，気中を標準といたします。ただし，技術上やむをえない場合には，他の種類の開閉器を施設することがあります。

c　高圧負荷開閉器の容量は，負荷電流および短絡電流を考慮し，当社が通常使用しているもののうち必要最小のものを次の中から選定いたします。

高圧負荷開閉器容量

容量（A）	300*	400

（注）*：高圧負荷開閉器容量300Aは，ＳＯＧ型開閉器の容量といたします。

(ﾙ) 特 殊 線 路

a　塩，ちりなどの汚損地域に施設する架空電線路には，その程度に応じた耐塩設備を使用いたします。

なお，汚損地域の区分は次によるものといたします。

塩，塵埃汚損区分表

汚損種類	塩		塵　埃
汚損区分	飛来海塩量※（mg/m²/s） または 想定最大等価塩分付着量（mg/cm²）		想定最大等価塵埃付着量（塩分換算）
	中汚損地区	重汚損地区	
	0.25mg/m²/s超過 0.40mg/m²/s以下 または 0.06mg/cm²超過 0.12mg/cm²以下	1.0mg/m²/s以下 または 海岸からの距離が300m以下 または 0.35mg/cm²以下	0.12mg/cm²以上

※各地点における海から飛来する塩分量を数値化したもの。

b　雷雨発生のおそれの多い地域に施設する架空電線路には，その程度に応じた耐雷設備を使用いたします。

c　雪害，風害等の発生のおそれの多い地域に施設する架空電線路には，その程度に応じた耐害設備を使用いたします。

ハ　地中電線路

(ｲ) 電線路の施設

高圧または低圧地中電線路の施設方式は，原則として管路式といたします。ただし，次の場合は直接埋設式または暗きょ式とすることがあります。

なお，暗きょ式にはキャブ（ＣＡＢ）方式および電線共同溝（Ｃ・Ｃ・ＢＯＸ）方式を含むものといたします。

a　直接埋設式

車輌その他の重量物の圧力を受けるおそれがなく，かつ，再掘削が容易にできる場合

b　暗 き ょ 式

当該電線路を含めて多数のケーブルを同一場所に施設する場合

(ﾛ) ケーブルの種類および太さ

a　高圧または低圧地中電線路に使用するケーブルの種類は，原則としてビニル外装ケーブルといたします。

b　ケーブルの太さは，許容電流，短絡電流，電圧降下，機械的強度等を考慮し，必要最小のものを次の中から選定いたします。

ケーブルの太さ

電圧別	ケーブルの太さ（mm²）
低　圧	8　14　22　60　150　250
高　圧	22　38　60　100　150　200　250　325

c　ケーブルの許容電流は，日本電線工業会規格に準じて算定いたします。

(ﾊ) 配電塔，高圧キャビネットおよび接続箱の使用

a　高圧ケーブルを分岐する場合または変圧器を施設する場合は，配電塔を使用することがあります。

b　高圧で電気の供給を受ける需要者等に対する地中引込線が当社の電柱および配電塔から単独引込みで施設することが困難な場合，もしくは，将来困難になることが予想される場合には，π引込用として高圧キャビネットを使用いたします。

c　低圧ケーブルを分岐する場合は，接続箱を使用いたします。

(4) 特別高圧電線路

イ　一 般 基 準

(ｲ) 電圧降下の許容限度

特別高圧電線路（受電地点から受電地点に最も近い発電所または変電所の引出口までの電線路および供給地点から供給地点に最も近い発電所または変電所の引出口までの電線路）における電圧降下の許容限度の標準は，次によるものといたします。

電圧降下の許容限度の標準値

電線路の公称電圧（V）	電圧降下の許容限度の標準値（V）
11,000	1,000
22,000	2,000
33,000	3,000
66,000	6,000
154,000	14,000

(ﾛ) 経 過 地 等

特別高圧電線路の起点または分岐点の位置および経過地は，技術上，地形，用地事情および保守，保安に支障のない範囲で，電線路が最も経済的に施設できるよう選定いたします。

(ﾊ) 電線路の種類

特別高圧電線路の種類は，架空電線路といたします。ただし，架空電線路を施設する

ことが法令上認められない場合または技術上，経済上もしくは地域的な事情により不適当と認められる場合には，その他の方法によるものといたします。

(ﾆ) 電線路の設計

電線路の設計については，その地域に施設される電気工作物の設計と同等のものをこえないものといたします。

ロ　架空電線路

(ｲ) 電線路の施設

a　特別高圧架空電線路は，単独の電線路の施設，他の架空電線路との併架，電線の張替え等のうち，技術上著しく困難な場合を除き，最も経済的な方法により施設いたします。

b　特別高圧架空電線路を単独に施設する場合には，原則として1回線といたします。

(ﾛ) 支持物の種類

特別高圧架空電線路の支持物は，原則として鉄塔を使用いたします。ただし，33ｋＶ以下の架空電線路を道路沿いに施設する場合は，原則としてコンクリート柱を使用いたします。

(ﾊ) 標 準 径 間

特別高圧架空電線路の標準径間は，次によるものといたします。

標　準　径　間

支持物種類	標準径間（m）
鉄　　塔	150～300
そ　の　他	50～100

(ニ) 電 線 間 隔

特別高圧架空電線路の電線間隔は，次によるものといたします。

標 準 電 線 間 隔

電圧 / 回線 / 配列 / 寸法		電線間隔 (m)					備考
		33ｋＶ以下	66ｋＶ		154ｋＶ		
		1	1	2	1	2	
正三角	a	1.0～ 2.5					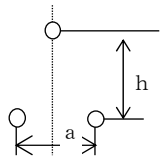
	h	0.86～ 1.75					
垂直・三角	a_1	1.8～ 2.3	2.0～ 2.6	4.0～ 5.2	3.2～ 4.3	6.4～ 8.6	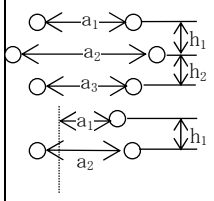
	a_2	5.5～ 6.5	6.0～ 8.0	7.2～10.0	8.6～12.0	10.0～13.0	
	a_3			5.0～ 7.0		8.0～10.0	
	h_1	2.0～ 2.7	2.5～ 3.2	2.8～ 3.6	4.2～ 6.0	4.2～ 6.0	
	h_2			2.5～ 3.2		3.6～ 5.0	
水平	a	1.5～ 2.5	3.5～ 5.0		6.0～ 7.0		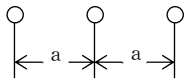

(ホ) が　い　し

a　がいしは，懸垂がいし，長幹がいしまたはＬＰがいしを標準といたします。

b　ａの連結個数は，次によるものといたします。ただし，既設設備に接続する場合は既設設備と同一絶縁レベルのがいしを使用いたします。

が　い　し　の　標　準　連　結　個　数

電圧	がいしの種類	汚損区分	A	B	C	D	E	F
		想定最大等価塩分付着密度	ｍｇ／ｃｍ² 0.01	ｍｇ／ｃｍ² 0.03	ｍｇ／ｃｍ² 0.06	ｍｇ／ｃｍ² 0.12	ｍｇ／ｃｍ² 0.25	ｍｇ／ｃｍ² 0.50
		海岸よりの距離（参考）	ｋｍ以上 50		ｋｍ以上 30	ｋｍ 10～30	ｋｍ 1～10	ｋｍ 0～3
33ｋＶ以下	ＬＰがいし		LP-30×1コ		LP-40×1コ	LP-60×1コ		LP-70×1コ
	長幹がいし		LC8010×1コ			LC8013×1コ		LC8017×1コ
66ｋＶ	長幹がいし		LC8017×1コ		LC8021×1コ	LC8024×1コ	LCS-8020×1コ	LCS-8020 相当深×1コ
	懸垂がいし		SU-120CN×6コ	SU-120CN×6コ	SU-120CN×7コ	SU-120CN×8コ	—	
			—		SU-120BF×6コ	SU-120BF×6コ	SU-120BF×7コ	SU-120BF×8コ
154ｋＶ	長幹がいし		LC8017×2コ	LC8021×2コ	LC8024×2コ	LCS-8020×2コ	LCS-8020 相当深×2コ	
	懸垂がいし		SU-120CN×10コ	SU-120CN×14コ	SU-120CN×16コ	—		
			—	SU-120BF×13コ	SU-120BF×13コ	SU-120BF×13コ	SU-120BF×15コ	SU-120BF×17コ

(ヘ) 電線の種類および太さ

a　電線は，着雪を考慮してヒレ付アルミ覆鋼心圧縮型アルミより線の使用を原則とします。

ただし，

(a) 機械的強度上とくに必要のある場合，腐食のおそれがある場合等特別の理由のある場合は，他の電線を使用することがあります。

(b) ロ(ﾛ)により施設する 33ｋＶ以下の電線路には，原則として硬銅線の難着雪（2ケヒレ形）圧縮導体水密形33ｋＶ屋外用架橋ポリエチレン絶縁電線を使用いたします。

b　電線の太さは，許容電流，短絡電流，電圧降下，機械的強度等を考慮して定め，必要最小のものを次の中から選定いたします。ただし，他の支持物に併架するときは，弛度の関係から既設架空電線と同じ太さのものを使用する場合があります。

電線の種類，太さおよび許容電流

ヒレ付アルミ覆鋼心圧縮型 アルミより線（ＳＢＡＣＳＲ／ＡＣ）		難着雪（2 ケヒレ形）圧縮 導体水密形 33ｋＶ屋外用 架橋ポリエチレン絶縁電線（SSW-OC）	
公称断面積 （ｍｍ^2）	許容電流 （Ａ）	公称断面積 （ｍｍ^2）	許容電流 （Ａ）
150	448	80	325
190	532	100	375
290	694		
400	824		
500	957		
740	1,189		

(ﾄ) 架空地線等耐雷施設の設置

a　支持物を鉄塔とする電線路には，架空地線を施設いたします。

また，鉄塔以外の支持物の場合においても必要により架空地線を施設することがあります。

b　a の架空地線は，原則として 1 条とし，機械的強度上または電磁誘導障害対策上とくに必要のある場合など特別な場合を除き，その線路の設計条件にもとづいて，次の中から選定いたします。

また，アークホーン，アーマロット，避雷器等技術上，経済上合理的な耐雷施設を設置いたします。

架　空　地　線

地線の種類	亜鉛めっき鋼より線（第 1 種）		アルミ覆鋼より線	
太さ（ｍｍ^2）	70	90	70	90

なお，鉄塔以外の支持物については上記以外の架空地線を使用することがあります。

(ﾁ) 架空電線の地表上の高さ

特別高圧架空電線の地表上の高さは，次によるものといたします。

地　表　上　の　高　さ

個　　所　　別		33ｋＶ以下	66ｋＶ	154ｋＶ
平地	市街地および都市周辺地域	13m	14m	15m
	国道・県道の横過個所および建造物の散在する地域	12m	13m	14m
	その他の地域	9m	10m	11m
山地・山林地域		8m	9m	10m

ただし，次の場合はその状況に応じ，必要最小の高さを保持いたします。

a　積雪の多い地区

b　電線の高さが用地確保のための条件となる場合

(ﾘ) その他の設計基準

特別高圧架空電線路の支持物の設計は，前各項によるほか，電気規格調査会標準規格（ＪＥＣ）およびその他のこれに類する規格によるものといたします。

(ﾇ) ライントラップの施設

搬送波が重畳されている電線から当該電線を分岐する場合で，搬送波の伝送に悪影響を与えるときは，その分岐点に適当なライントラップを設けるものといたします。

ハ　地中電線路

(ｲ) 電線路の施設

特別高圧地中電線路の施設方式は管路式とし，原則として点検孔（1 孔）を設けるものといたします。ただし，次の場合は直接埋設式または暗きょ式によることがあります。

a　直接埋設式

車輌その他の重量物の圧力を受けるおそれがなく，かつ，再掘削が容易にできる場合

b　暗 き ょ 式

当該電線路を含めて多数のケーブルを同一場所に施設する場合

(ﾛ) ケーブルの種類および太さ

特別高圧地中電線路に使用するケーブルの種類および太さは許容電流，電圧降下，短絡電流，施設方法などを考慮して，原則として次の中から選定いたします。

なお，ケーブルの許容電流は，電気協同研究第 53 巻第 3 号「地中送電線の送電容量設計」に準じた算定方法に施設条件を考慮して算出いたします。

ケ ー ブ ル の 種 類

電圧別	33ｋＶ以下	66ｋＶ		154ｋＶ
種　類	ＣＶケーブル	ＣＶケーブル		ＣＶケーブル
線心数	トリプレックス	トリプレックス	単　心	単　心
公称断面積（mm^2）	60 100 150 200 250 325 400 500	80 100 150 200 250 325 400 500 600	600 800 1,000 1,200 1,400 1,600 2,000	200 400 600 800 1,000 1,200 1,400 1,600 1,800 2,000

(ﾊ) そ　の　他

a　架空地中混用電線路には，必要に応じて故障区間検出装置を施設いたします。

b　架空地中混用電線路で雷サージによってケーブルが損傷するおそれのある場合は，避雷器を施設いたします。

(5) 変 電 設 備

イ　結　線　法

結線法は，次の結線を標準といたします。

(ｲ) 高圧で引出しをする場合

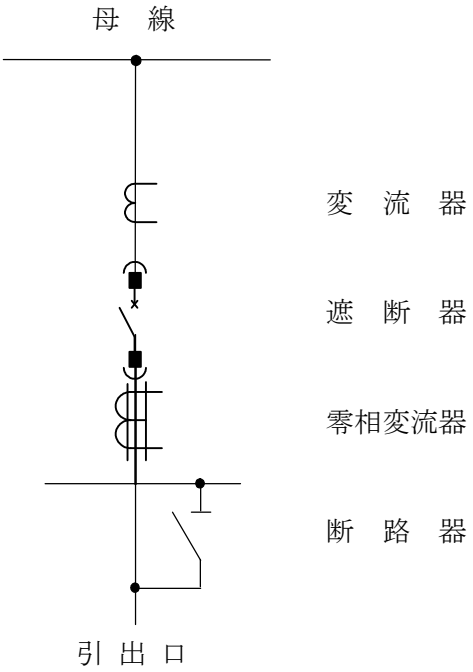

(ﾛ) 特別高圧で引出しをする場合

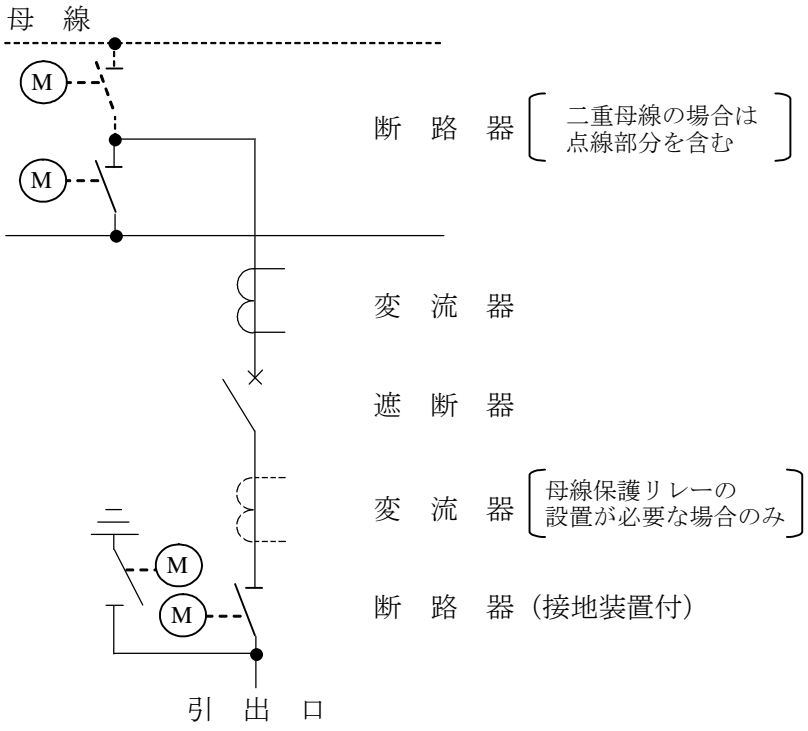

ロ　遮　断　器

(ｲ) 遮断器は，当社が通常使用しているもののなかで，その回路電圧に応じ，最大負荷時の電流および現に構成され，また将来構成されることが予想されている系統構成について計算した短絡容量から判断し，次の中から必要最小のものを選定いたします。

遮　断　器　容　量

定格電圧	遮断器容量		定格電圧	遮断器容量	
(V)	kA	(MVA)	(V)	kA	(MVA)
3,600	16.0	(100)	36,000	16.0	(1,000)
	25.0	(160)		25.0	(1,600)
7,200	12.5	(160)		31.5	(2,000)
	20.0	(250)		40.0	(2,500)
12,000	25.0	(520)	72,000	20.0	(2,500)
				25.0	(3,100)
				31.5	(3,900)
				40.0	(5,000)
24,000	20.0	(830)	168,000	25.0	(7,300)
	25.0	(1,000)		31.5	(9,200)
				40.0	(12,000)

(ﾛ) 将来の系統構成は，5年程度先を目標といたします。(断路器および変流器についても同様といたします。)

ハ　断　路　器

断路器は，当社が通常使用しているもののなかで，その回路電圧に応じ，最大負荷時の電流および現に構成され，また将来構成されることが予想されている系統構成について計算した短絡容量から判断し，必要最小のものを使用いたします。

ニ　変　流　器

変流器は，当社が通常使用しているもののなかで，その回路電圧に応じ，最大負荷時の電流および現に構成され，また将来構成されることが予想されている系統構成について計算した短絡容量から判断し，必要最小のものを使用いたします。

ホ　配　電　盤

配電盤には，原則として電流計および遮断器操作用ハンドルならびに運転に必要な器具を取り付けるものといたします。また，必要に応じ電力計，電圧計，無効電力計等を取り付けるものといたします。

ヘ　保 護 装 置

電線路には，短絡または地絡を生じた場合に自動的に電路を遮断するために必要な保護装置を施設いたします。

ト　変電設備の設計

変電設備の形式，付属設備等は，その変電所において，他に施設される設備と同等のものをこえないものといたします。

(6) 保安通信設備

イ　一 般 基 準

(ｲ) 保安通信設備の施設

a　保安通信用電話設備は，原則として特別高圧で受電または供給する場合に施設いたします。

b　系統保護用信号伝送装置等電話設備以外の保安通信設備は，当該供給電線路の保護および運用上必要な場合に施設いたします。

(ﾛ) 通 信 方 式

保安通信設備は，通信ケーブル，通信線搬送または電力線搬送，マイクロ波無線による伝送路設備のうち技術的，経済的に最も適当な方式によるものとし，施設方法は，以下のロ，ハ，ニ，ホ，ヘ，トといたします。

なお，通信線搬送における通信線路は，通信ケーブルおよび光ファイバケーブル（光ファイバ複合架空地線〔以下「ＯＰＧＷ」といいます。〕を含む）といたします。

(ﾊ) 経　過　地

保安通信設備の経過地は，技術上，地形，用地事情および保守，保安に支障のない範囲で，保安通信設備が最も経済的に施設できるよう選定いたします。

ロ　架空通信線路

架空通信線路は，伝送距離，必要回線数等に応じた通信ケーブルまたは光ファイバケーブル（ＯＰＧＷを除きます。）とし，原則として電柱へ添架することといたします。ただし，技術上または経済上適当でない場合は独立通信線路を施設といたします。

なお，ＯＰＧＷは，(4)ロ(ﾄ)の架空地線等耐雷施設の設置に準じて施設いたします。

ハ　地中通信線路

地中通信線路は，伝送距離，必要回線数等に応じた通信ケーブルまたは光ファイバケーブル（ＯＰＧＷを除きます。）とし，施設方式は，原則として管路式といたします。ただし，次の場合は直接埋設式または暗きょ式によることがあります。

(ｲ) 直接埋設式

車輌その他の重量物の圧力を受けるおそれがなく，かつ，再掘削が容易にできる場合

(ﾛ) 暗 き ょ 式

当該通信線路を含めて多数のケーブルを同一場所に施設する場合

ニ　通信線搬送設備

通信線搬送設備は，伝送距離，伝送回線数，信頼度等の施設条件を考慮して，最適なものを施設いたします。

ホ　電力線搬送設備

電力線搬送設備は，伝送距離，伝送回線数，信頼度等の施設条件を考慮して，最適なものを施設いたします。

なお，電力線搬送設備の結合方式は，原則として線間結合方式といたします。

ヘ　マイクロ波無線設備（空中線系を含みます。）

マイクロ波無線設備は，伝送距離，伝送回線数，信頼度等の施設条件を考慮して，最適なものを施設いたします。

ト　そ　の　他

(ｲ) 系統保護用信号伝送装置

系統保護用信号伝送装置は，当該供給電線路の保護方式に合致した型式のものを施設いたします。

(ﾛ) 給電情報伝送装置

給電情報伝送装置は，サイクリック伝送方式を標準といたします。

チ　保 安 装 置

保安通信設備に対する保安装置は，有線電気通信法，電気設備に関する技術基準ならびに電力保安通信規程およびこれら関係法令類に定められたところにより施設いたします。

15　スポットネットワーク方式の工事費の算式

70（供給地点への供給設備の工事費負担金）(1)ロ(ｲ) a (c)の工事費の算定は，次の算式によります。

$$\text{工事費相当額} \times \text{工事こう長} \times \frac{1}{100} \times \frac{\text{新増加接続送電サービス契約電力}}{\text{利用回線数}-1}$$

この場合，工事費相当額は，次のとおりといたします。

70（供給地点への供給設備の工事費負担金）(1)ロ(ｲ) a (b)の工事費単価

×｛100 パーセント＋20 パーセント×（利用回線数－1）

託送供給等約款別冊
系 統 連 系 技 術 要 件

2025 年 4 月 1 日実施

東北電力ネットワーク株式会社

託送供給等約款別冊
系統連系技術要件

目　　次

Ⅰ　総　　則

1　目　　的……1
2　適用の範囲……1
3　協　　議……1

Ⅱ　発電者の系統連系技術要件（低圧）

4　電 気 方 式……2
5　運転可能周波数・並列時許容周波数……2
6　力　　率……2
7　高　調　波……3
8　需給バランス制約による発電設備等の出力の抑制……3
9　送電容量制約による発電設備等の出力の抑制……3
10　不要解列の防止……3
11　保護装置の設置場所……6
12　保護リレーの設置相数……7
13　保護装置の設置……7
14　解 列 箇 所……8
15　発電機運転制御装置の付加……8
16　接 地 方 式……8
17　直流流出防止変圧器の設置……8
18　電 圧 変 動……9
19　短 絡 容 量……11
20　過電流引き外し素子を有する遮断器の設置……11
21　発電設備等の種類……11
22　サイバーセキュリティ対策……11
23　発電機諸元……11

Ⅲ　発電者の系統連系技術要件（高圧）

24　電 気 方 式……13
25　運転可能周波数・並列時許容周波数……13
26　力　　率……13
27　高　調　波……13

28　需給バランス制約による発電設備等の出力の抑制‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥14
29　送電容量制約による発電設備等の出力の抑制‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥14
30　不要解列の防止‥‥14
31　保護装置の設置場所‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥17
32　保護リレーの設置相数‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥17
33　保護装置の設置‥‥18
34　解 列 箇 所‥‥19
35　発電機運転制御装置の付加‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥19
36　自動負荷制限‥‥‥20
37　線路無電圧確認装置の設置‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥20
38　接 地 方 式‥‥20
39　直流流出防止変圧器の設置‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥20
40　電 圧 変 動‥‥21
41　短 絡 容 量‥‥23
42　発電機定数・諸元‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥23
43　昇圧用変圧器‥‥24
44　連 絡 体 制‥‥‥24
45　バンク逆潮流の制限‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥25
46　サイバーセキュリティ対策‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥25

Ⅳ　発電者の系統連系技術要件（特別高圧）

47　電 気 方 式‥‥26
48　運転可能周波数・並列時許容周波数‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥26
49　力　　率‥‥26
50　高　調　波‥‥‥27
51　需給バランス制約による発電設備等の出力の抑制‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥27
52　送電容量制約による発電設備等の出力の抑制‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥27
53　不要解列の防止‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥27
54　保護装置の設置‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥29
55　再閉路方式‥‥32
56　保護装置の設置場所‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥32
57　解 列 箇 所‥‥32
58　保護リレーの設置相数‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥33
59　自動負荷制限・発電抑制‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥33
60　線路無電圧確認装置の設置‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥33
61　発電機運転制御装置の付加‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥34
62　中性点接地装置の付加と電磁誘導障害防止対策の実施‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥38

63　直流流出防止変圧器の設置……38
64　電 圧 変 動……38
65　出力変動対策……39
66　短絡・地絡電流対策……40
67　発電機定数・諸元……40
68　昇圧用変圧器……43
69　連 絡 体 制……43
70　電気現象記録装置……45
71　サイバーセキュリティ対策……45

Ⅴ　需要者の系統連系技術要件（低圧）
72　力率の保持……46
73　保護装置の設置……46
74　そ　の　他……46

Ⅵ　需要者の系統連系技術要件（高圧）
75　力　　率……47
76　高調波対策の実施……47
77　保護協調の実施……48
78　保護装置の設置……48
79　保護装置の設置場所……48
80　遮 断 箇 所……48
81　電圧等の安定保持対策……48
82　サイバーセキュリティ対策……49
83　そ　の　他……49

Ⅶ　需要者の系統連系技術要件（特別高圧）
84　力　　率……50
85　保護協調の実施……50
86　保護装置の設置……50
87　保護装置の設置場所および設置相数……51
88　解 列 箇 所……51
89　線路無電圧確認装置の設置……51
90　電力品質対策の実施……51
91　保安通信電話の設置……53
92　給電情報伝送装置の設置……53
93　サイバーセキュリティ対策……53

Ⅰ　総　　則

1　目　　的

この系統連系技術要件（以下「この要件」といいます。）は，託送供給等約款 8（契約の要件）(1)ニおよび(2)ハにもとづき，「電力品質確保に係る系統連系技術要件ガイドライン」その他のルール等を踏まえ，電気設備を当社の電力系統（以下「系統」といいます。）に電気的に接続（以下「連系」といいます。）するにあたり遵守していただく技術要件を定めたものです。

2　適用の範囲

この要件は，発電者の発電設備および蓄電池（以下「発電設備等」といいます。）ならびに需要設備または需要者の需要設備を系統に連系する場合に適用いたします。既に系統に連系している発電設備等であっても，当該設備等のリプレース時やパワーコンディショナー等の装置切替時，または系統運用に支障を来すおそれがある場合（リレー整定値等の設定変更必要時等）には，この要件を適用いたします。また，需要者が需要場所内において発電設備等を連系する場合についても，この要件を適用いたします。

3　協　　議

この要件は，系統連系に関する技術要件であり，実際の連系にあたっては，この要件に定めのない事項も含め，個別に協議させていただきます。

Ⅱ　発電者の系統連系技術要件（低圧）

4　電 気 方 式

発電設備等の電気方式は，次の場合を除き，連系する系統の電気方式（交流単相 2 線式・単相 3 線式・三相 3 線式・三相 4 線式）と同一としていただきます。

(1) 最大使用電力に比べ発電設備等の容量が非常に小さく，相間の不平衡による影響が実態上問題とならない場合

(2) 単相 3 線式の系統に単相 2 線式 200 ボルトの発電設備等を連系する場合に，受電点の遮断器を開放したときなどに負荷の不平衡により生じる過電圧に対して逆変換装置を停止する対策，または発電設備等を解列する対策を行なう場合

5　運転可能周波数・並列時許容周波数

(1) 運転可能周波数

発電設備等の連続運転可能周波数および運転可能周波数は，次のとおりとしていただきます。

イ　連続運転可能周波数：48.5 ヘルツを超え 50.5 ヘルツ以下

ロ　運転可能周波数:47.5 ヘルツ以上 51.5 ヘルツ以下

なお，周波数低下時の運転継続時間は，48.5 ヘルツでは 10 分程度以上，48.0 ヘルツでは 1 分程度以上としていただきます。また，周波数低下リレーの整定値は，原則として，事故時運転継続要件（FRT 要件）の適用を受ける発電設備等は 47.5 ヘルツ，それ以外は 48.5 ヘルツとし，検出時限は自動再閉路時間と協調が取れる範囲の最大値としていただきます。(協調が取れる範囲の最大値：2 秒)

ただし，逆変換装置を用いた発電設備等で FRT 要件非適用の設備については，これによりません。

(2) 並列時許容周波数

系統周波数を適正値に維持する必要があるため，並列時の周波数は並列時許容周波数以内としていただきます。なお，並列時許容周波数は，標準周波数+0.1 ヘルツ以下（設定可能範囲：標準周波数+0.1～+1.0 ヘルツ）としていただきます。ただし，離島など系統固有の事由等により個別に協議させていただく場合があります。

6　力　　率

発電者の受電地点における力率は，連系する系統の電圧を適切に維持するため，原則として系統側からみて遅れ力率 85 パーセント以上とするとともに，進み力率とならないようにしていただきます。

なお，電圧上昇を防止する上でやむを得ない場合には，受電点の力率を系統側からみて遅れ力率 80 パーセントまで制御できるものといたします。

7 高 調 波

逆変換装置（二次励磁発電機の系統側変換装置を含みます。）を用いた発電設備等を設置する場合は，逆変換装置本体（フィルターを含みます。）の高調波流出電流を総合電流歪率 5 パーセント，各次電流歪率 3 パーセント以下としていただきます。

8 需給バランス制約による発電設備等の出力の抑制

逆潮流のある発電設備等のうち，太陽光発電設備および風力発電設備ならびに蓄電池には，当社の求めに応じて，当社からの遠隔制御により 0 パーセントから 100 パーセントの範囲（1 パーセント刻み）で出力（自家消費分を除くことも可能とします。）の抑制ができる機能を有する逆変換装置やその他必要な設備を設置する等の対策を実施していただきます。なお，ウィンドファームとしての運用がない風力発電所やウィンドファームコントローラーがない風力発電所については，技術的制約を踏まえ個別協議とします。

逆潮流のある火力発電設備およびバイオマス発電設備（ただし，再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則〔平成 24 年経済産業省令第 46 号，以下「再生可能エネルギー特別措置法施行規則」といいます。〕に定める地域資源バイオマス電源であって，燃料貯蔵や技術に由来する制約等により出力の抑制が困難なものを除きます。）は，発電出力を技術的に合理的な範囲で最大限抑制し，その最低出力を発電端の定格出力に対して，火力発電設備（混焼バイオマス発電設備を含みます。）については多くとも 30 パーセント以下，バイオマス発電設備については多くとも 50 パーセント以下に抑制するために必要な機能を具備していただきます。なお，停止による対応も可能とします。自家消費を主な目的とした発電設備については，個別の事情を踏まえ対策の内容を協議させていただきます。実証設備の実証期間中の扱いについては，技術的制約を踏まえ個別に協議させていただき，実証期間終了後は，再協議させていただきます。

9 送電容量制約による発電設備等の出力の抑制

逆潮流のある発電設備等のうち 10 キロワット以上の設備には，当社の求めに応じて，当社からの遠隔制御により，送電容量制約による出力の抑制ができる機能を有する装置やその他必要な装置を設置する等の対策を行なっていただきます。

10 不要解列の防止

(1) 保 護 協 調

発電設備等の故障または系統の事故時に，事故の除去，事故範囲の局限化等を行なうために次の考え方にもとづいて，保護協調を図ることを目的に，適正な保護装置を設置していただきます。

イ　発電設備等の異常および故障に対しては，確実に検出・除去し，連系する系統に事故を波及させないために，発電設備等を即時に解列すること。

ロ　連系する系統の事故に対しては，迅速かつ確実に，発電設備等が解列すること。

ハ　上位系統事故時など，連系する系統の電源が喪失した場合にも発電設備等が高速に解列し，一般需要家を含むいかなる部分系統においても単独運転が生じないこと。

ニ　事故時の再閉路時に，発電設備等が連系する系統から確実に解列されていること。

ホ　連系する系統以外の事故時には，発電設備等は解列しないこと。

(2) 事故時運転継続

系統事故による広範囲の瞬時電圧低下や周波数変動等により，発電設備等の一斉解列や出力低下継続等が発生し，系統全体の電圧・周波数維持に大きな影響を与えることを防止するため，発電設備等の種別毎に定められる事故時運転継続要件（FRT要件）を満たしていただきます。なお，満たすべきFRT要件は次のとおりです。

発電設備等		電圧低下			周波数変動（運転継続）
		残電圧 20%以上（運転継続）	残電圧 20%未満（運転継続またはｹﾞｰﾄﾌﾞﾛｯｸ）	残電圧 52%以上・位相変化 41 度以下（運転継続）	50Hz系統
単相	太陽光	・電圧低下継続時間 1.0 秒以下 ・電圧復帰後 0.1 秒以内に電圧低下前の出力の 80%以上の出力まで復帰	・電圧低下継続時間 1.0 秒以下 ・電圧復帰後 0.2 秒以内に電圧低下前の出力の 80%以上の出力まで復帰	・電圧低下継続時間 1.0 秒以下 ・電圧復帰後 0.1 秒以内に電圧低下前の出力の 80%以上の出力まで復帰	・ｽﾃｯﾌﾟ状に +0.8Hz，3ｻｲｸﾙ間継続 ・ﾗﾝﾌﾟ上の±2Hz/s （周波数上限） 51.5Hz （周波数下限） 47.5Hz
	風力	・電圧低下継続時間 1.0 秒以下 ・電圧復帰後 1.0 秒以内に電圧低下前の出力の 80%以上の出力まで復帰	・電圧低下継続時間 1.0 秒以下 ・電圧復帰後 1.0 秒以内に電圧低下前の出力の 80%以上の出力まで復帰	・電圧低下継続時間 1.0 秒以下 ・電圧復帰後 1.0 秒以内に電圧低下前の出力の 80%以上の出力まで復帰	・ｽﾃｯﾌﾟ状に +0.8Hz，3ｻｲｸﾙ間継続 ・ﾗﾝﾌﾟ上の±2Hz/s （周波数上限） 51.5Hz （周波数下限） 47.5Hz
	蓄電池	・電圧低下継続時間 1.0 秒以下 ・電圧復帰後 0.1 秒以内に電圧低下前の出力の 80%以上の出力まで復帰（RPRが設置される場合は出力電力特性とRPRの協調を図るため，0.4 秒以内の復帰としてもよい。）	・電圧低下継続時間 1.0 秒以下 ・電圧復帰後 1.0 秒以内に電圧低下前の出力の 80%以上の出力まで復帰	・電圧低下継続時間 1.0 秒以下 ・電圧復帰後 0.1 秒以内に電圧低下前の出力の 80%以上の出力まで復帰（RPRが設置される場合は出力電力特性とRPRの協調を図るため，0.4 秒以内の復帰としてもよい。）	・ｽﾃｯﾌﾟ状に +0.8Hz，3ｻｲｸﾙ間継続 ・ﾗﾝﾌﾟ上の±2Hz/s （周波数上限） 51.5Hz （周波数下限） 47.5Hz

	燃料電池		・電圧低下継続時間 0.3 秒以下 ・電圧復帰後 1.0 秒以内に電圧低下前の出力の 80%以上の出力まで復帰	・電圧低下継続時間 0.3 秒以下 ・電圧復帰後 1.0 秒以内に電圧低下前の出力の 80%以上の出力まで復帰	・電圧低下継続時間 0.3 秒以下 ・電圧復帰後 1.0 秒以内に電圧低下前の出力の 80%以上の出力まで復帰	・ｽﾃｯﾌﾟ状に +0.8Hz，3 ｻｲｸﾙ間継続 ・ﾗﾝﾌﾟ上の±2Hz/s (周波数上限) 51.5Hz (周波数下限) 47.5Hz
	ガスエンジン	単機出力 2kW未満	・電圧低下継続時間 0.3 秒以下 ・電圧復帰後 1.0 秒以内に電圧低下前の出力の 80%以上の出力まで復帰	・電圧低下継続時間 0.3 秒以下 ・電圧復帰後 1.0 秒以内に電圧低下前の出力の 80%以上の出力まで復帰	・電圧低下継続時間 0.3 秒以下 ・電圧復帰後 1.0 秒以内に電圧低下前の出力の 80%以上の出力まで復帰	・ｽﾃｯﾌﾟ状に +0.8Hz，3 ｻｲｸﾙ間継続 ・ﾗﾝﾌﾟ上の±2Hz/s (周波数上限) 51.5Hz (周波数下限) 47.5Hz
		単機出力 2kW以上 10kW未満 ※				
	複数直流入力システム	太陽光 +蓄電池	・電圧低下継続時間 1.0 秒以下 ・電圧復帰後 0.1 秒以内に電圧低下前の出力の 80%以上の出力まで復帰（RPRが設置される場合は出力電力特性とRPRの協調を図るため，0.4 秒以内の復帰としてもよい。また，負荷追従制御（構内の負荷電力に応じて出力制御）状態にて復帰動作する場合は，出力復帰中の過渡的な逆潮流による蓄電池動作の停止を防止するため，0.4 秒以内としてもよい。）	・電圧低下継続時間 1.0 秒以下 ・電圧復帰後 1.0 秒以内に電圧低下前の出力の 80%以上の出力まで復帰	・電圧低下継続時間 1.0 秒以下 ・電圧復帰後 0.1 秒以内に電圧低下前の出力の 80%以上の出力まで復帰（RPRが設置される場合は出力電力特性とRPRの協調を図るため，0.4 秒以内の復帰としてもよい。また，負荷追従制御（構内の負荷電力に応じて出力制御）状態にて復帰動作する場合は，出力復帰中の過渡的な逆潮流による蓄電池動作の停止を防止するため，0.4 秒以内としてもよい。）	・ｽﾃｯﾌﾟ状に +0.8Hz，3 ｻｲｸﾙ間継続 ・ﾗﾝﾌﾟ上の±2Hz/s (周波数上限) 51.5Hz (周波数下限) 47.5Hz
		燃料電池 +蓄電池 ｶﾞｽｴﾝｼﾞﾝ +蓄電池	・電圧低下継続時間 0.3 秒以下 ・電圧復帰後 1.0 秒以内に電圧低下前の出力の 80%以上の出力まで復帰	・電圧低下継続時間 0.3 秒以下 ・電圧復帰後 1.0 秒以内に電圧低下前の出力の 80%以上の出力まで復帰	・電圧低下継続時間 0.3 秒以下 ・電圧復帰後 1.0 秒以内に電圧低下前の出力の 80%以上の出力まで復帰	・ｽﾃｯﾌﾟ状に +0.8Hz，3 ｻｲｸﾙ間継続 ・ﾗﾝﾌﾟ上の±2Hz/s (周波数上限) 51.5Hz (周波数下限) 47.5Hz
三相	太陽光 蓄電池		高圧三相に準ずる	高圧三相に準ずる	高圧三相に準ずる	高圧三相に準ずる

	燃料電池 ｶﾞｽｴﾝｼﾞﾝ				
	風力	・電圧低下継続時間 0.3 秒以下 ・電圧復帰後 1.0 秒以内に電圧低下前の出力の 80%以上の出力まで復帰	・電圧低下継続時間 0.3 秒以下 ・電圧復帰後 1.0 秒以内に電圧低下前の出力の 80%以上の出力まで復帰	・電圧低下継続時間 0.3 秒以下 ・電圧復帰後 1.0 秒以内に電圧低下前の出力の 80%以上の出力まで復帰	・ｽﾃｯﾌﾟ状に +0.8Hz，3ｻｲｸﾙ間継続 ・ﾗﾝﾌﾟ上の±2Hz/s （周波数上限） 51.5Hz （周波数下限） 47.5Hz

※発電機能を備えたガスエンジン（空調を主目的としたもの）を除きます。

FRT要件のイメージ（太陽光発電設備を例に記載）

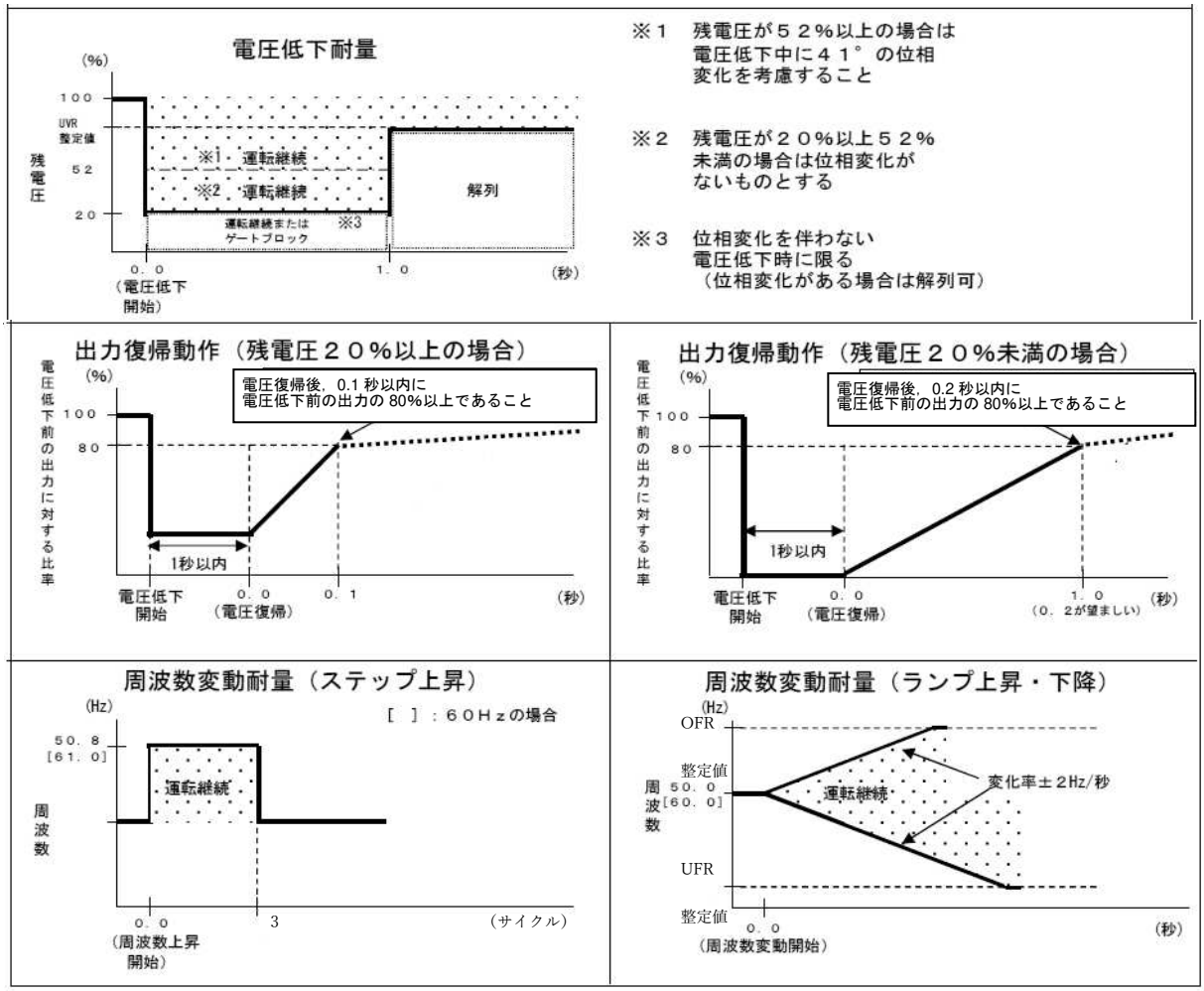

11 保護装置の設置場所

保護装置は,受電地点または故障の検出が可能な場所に設置していただきます。

12　保護リレーの設置相数

保護リレーの設置相数は次のとおりとしていただきます。

(1) 過電圧リレーは，単相 2 線式においては 1 相，単相 3 線式および三相 3 線式については 2 相に設置すること。なお，単相 3 線式では中性線と両電圧線間とすること。

(2) 不足電圧リレーおよび短絡方向リレーは，単相 2 線式においては 1 相，単相 3 線式においては 2 相，三相 3 線式については 3 相に設置すること。なお，単相 3 線式では中性線と両電圧線間とすること。

(3) 周波数上昇リレー，周波数低下リレーおよび逆電力リレーは，単相 2 線式，単相 3 線式および三相 3 線式について 1 相に設置すること。

(4) 逆充電検出の場合は，次のとおりとしていただきます。

イ　不足電力リレーは，単相 2 線式においては 1 相，単相 3 線式においては 2 相，三相 3 線式については 3 相に設置すること。なお，単相 3 線式では中性線と両電圧線間，三相 3 線式では単相負荷がなければ三相電力の合計とすることができます。

ロ　不足電圧リレーは，単相 2 線式においては 1 相，単相 3 線式および三相 3 線式については 2 相に設置すること。なお，単相 3 線式では中性線と両電圧線間とすること。

13　保護装置の設置

(1) 発電設備等故障対策

発電設備等故障時の系統保護のため，次に示す保護リレーを設置していただきます。ただし，発電設備等自体の保護装置により，検出できる場合は省略できることといたします。

イ　発電設備等の発電電圧が異常に上昇した場合に，これを検出し時限をもって解列するための過電圧リレーを設置すること。

ロ　発電設備等の発電電圧が異常に低下した場合に，これを検出し時限をもって解列するための不足電圧リレーを設置すること。

(2) 系統側短絡事故対策

連系する系統における短絡事故時の保護のため，次に示す保護リレーを設置していただきます。

イ　同期発電機の場合は，連系する系統における短絡事故を検出し，発電設備を解列するための短絡方向リレーを設置すること。ただし，発電設備の故障対策用不足電圧リレー，または過電流リレーにより，連系する系統の短絡事故が検出できる場合は，これで代用できます。

ロ　誘導発電機，二次励磁発電機または逆変換装置を用いた発電設備等の場合は，連系する系統の短絡事故時に発電設備等の電圧低下を検出し，発電設備等を解列するための不足電圧リレーを設置すること。

(3) 高低圧混触事故対策

連系する系統の高低圧混触事故を検出し，発電設備等を解列するための受動的方式等の単独運転検出機能を有する装置等を設置していただきます。

(4) 単独運転防止対策

単独運転防止のため，過電圧リレー，不足電圧リレー，周波数上昇リレー，周波数低下リレーおよび次のすべての条件を満たす受動的方式と能動的方式を組み合わせた単独運転検出機能を有する装置を設置していただきます。

イ　連系する系統のインピーダンスや負荷状況等を考慮し，確実に単独運転を検出できること。

ロ　頻繁な不要解列を生じさせないこと。

ハ　能動信号は，系統への影響が実態上問題とならないこと。

単独運転検出機能の整定値例は系統連系規程による。

14　解 列 箇 所

保護装置が動作した場合の解列箇所は，原則として，系統から発電設備等を解列することができる次のいずれかの箇所としていただきます。なお，当社から解列箇所を指定させていただく場合があります。

(1) 機械的な解列箇所 2 箇所

(2) 機械的な解列箇所 1 箇所と逆変換装置のゲートブロック

(3) 発電設備等連絡用遮断器

15　発電機運転制御装置の付加

(1) 周波数調整のための機能

イ　出力低下防止機能

火力発電設備およびコージェネレーション（ガスタービン・ガスエンジンを採用したコージェネレーションを除きます。）は，周波数 49.0 ヘルツまでは発電機出力を低下しない，周波数 49.0 ヘルツ以下については，1 ヘルツ低下するごとに 5 パーセント以内の出力低下に抑える，または，一度出力低下しても回復する機能もしくは装置を具備すること。

なお，周波数変動に鋭敏な負荷設備や，構内設備（発電用所内電源を除きます。）への電源供給維持のため，自立運転に移行する必要がある自家用発電設備等については，対策内容を協議させていただきます。

16　接 地 方 式

接地方式は，連系する系統に適合した方式としていただきます。

17　直流流出防止変圧器の設置

逆変換装置を用いて発電設備等を連系する場合は，逆変換装置から直流が系統へ流出す

ることを防止するために，受電地点と逆変換装置との間に変圧器（単巻変圧器を除きます。）を設置していただきます。

ただし，次のすべての条件に適合する場合は，変圧器の設置を省略することができます。

(1) 逆変換装置の交流出力側で直流を検出し，交流出力を停止する機能を有すること。

(2) 逆変換装置の直流回路が非接地であること，または逆変換装置に高周波変圧器を用いていること。

なお，設置する変圧器は，直流流出防止専用である必要はありません。

18 電 圧 変 動

(1) 常時電圧変動対策

連系する系統における低圧需要家の電圧を適正値（標準電圧 100 ボルトに対しては 101±6 ボルト，標準電圧 200 ボルトに対しては 202±20 ボルト）以内に維持する必要があります。なお，電圧規制点は構内負荷機器への影響を考慮し，原則として受電点とします。ただし，系統側の電圧が電圧上限値に近い場合，発電設備等からの逆潮流の制限により発電電力量が低下する場合は，当該発電設備等設置者以外の低圧需要家への供給電圧が適正値を逸脱するおそれがないことを条件として，電圧規制点を引込柱とします。発電設備等の逆潮流により低圧需要家の電圧が適正値を逸脱するおそれがあるときは，進相無効電力制御機能または出力制御機能により自動的に電圧を調整する対策を行なっていただきます。なお，これにより対応できない場合は，配電線増強等の対策を行ないます。

また，発電設備等のパワーコンディショナーは逆潮流による電圧上昇を抑制する対策として，次に示す対策を行なっていただきます。

イ　発電設備等のパワーコンディショナーに，適正電圧範囲内で常に一定の力率【80 パーセントから 100 パーセント（1 パーセント刻み)】で進相運転を行なう機能（力率一定制御）を有するものを用いること。

ロ　太陽光発電設備（複数直流入力の発電設備等を含みます。）については，現時点における標準的な力率値 95 パーセントに設定すること。ただし，連系点の潮流が順潮流状態の時は，力率を 100 パーセントに制御することも可能とします。

なお，高圧配電線等の系統状況により個別に力率値を指定する場合には，力率値を変更すること。

(2) 瞬時電圧変動対策

発電設備等の並解列時の瞬時電圧変動は常時電圧の 10 パーセント以内とし，次に示す対策を行なっていただきます。

イ　自励式の逆変換装置を用いた発電設備等の場合は，自動的に同期する機能を有するものを用いること。

ロ　他励式の逆変換装置を用いた発電設備等の場合で，並列時の瞬時電圧低下により系統の電圧が常時電圧から 10 パーセントを超えて逸脱するおそれがあるときには，

限流リアクトル等を設置すること。

ハ　同期発電機の場合は，制動巻線付きのもの（制動巻線を有しているものと同等以上の乱調防止効果を有する制動巻線付きでない同期発電機を含みます。）とするとともに自動同期検定装置を設置すること。

ニ　二次励磁制御巻線形誘導発電機の場合は，自動同期検定機能を有するものを用いること。

ホ　誘導発電機の場合で，並列時の瞬時電圧低下により系統の電圧が常時電圧から 10 パーセントを超えて逸脱するおそれがあるときは，限流リアクトル等を設置すること。なお，これにより対応できない場合には，同期発電機を用いる等の対策を行なうこと。

ヘ　発電設備等の出力変動や頻繁な並解列が問題となる場合は，出力変動の抑制や並解列の頻度を低減する対策を行なうこと。

(3) 電圧フリッカ対策

発電設備等を設置する場合は，発電設備等の頻繁な並解列や出力変動，単独運転検出機能（能動方式）による電圧フリッカにより適正値を逸脱するおそれがあるときは，次に示す電圧フリッカ対策などを行なっていただきます。

イ　風力発電設備等の頻繁な並解列により電圧フリッカが適正値を逸脱するおそれがあるときには，静止型無効電力補償装置（以下，「SVC」といいます。）の設置やサイリスタ等によるソフトスタート機能を有する装置の設置，配電線の太線化などによる系統インピーダンスの低減などの対策を行なうこと。なお，これにより対応できない場合には，配電線の増強などを行なうか，専用線による連系といたします。

ロ　風力発電設備等の出力変動により電圧フリッカが適正値を逸脱するおそれがあるときには，SVC などを設置や配電線の太線化などによる系統インピーダンスの低減などの対策を行なうこと。なお，これにより対応できない場合には，配電線の増強などを行なうか，専用線による連系といたします。

ハ　単独運転検出機能（能動的方式）による電圧フリッカにより適正値を逸脱するおそれがあるとき（新型能動的方式を具備する場合など）は，発生する電圧フリッカの電圧変動周期にかかわらず無効電力発振の予兆を検出して無効電力の注入を一時的に停止する機能を有する装置の設置などの対策を行なうこと。

また，単独運転検出機能（能動的方式）による電圧フリッカにより，系統運用に支障が発生した場合または発生するおそれがある場合には，発電設備等設置者は当社と協議のうえ，単独運転検出に影響の無い範囲で，周波数フィードバックゲインや無効電力の注入量の上下限値の変更などにより，配電線に注入する無効電力の注入量を低減するなどの対策を講じること。なお，ソフトウェア改修不可などで対応できない場合については，機器取替や対応時期などを含めて個別協議とします。

［対策要否の判定基準例］

受電点における電圧フリッカレベル（ΔＶ10）を 0.45 ボルト以下（当該設備のみの場合は，0.23 ボルト以下）に維持すること。

19　短 絡 容 量

発電設備等の連系により系統の短絡容量が他者の遮断器の遮断容量等を上回るおそれがある場合は，短絡電流を制限する装置（限流リアクトル等）を設置していただきます。

20　過電流引き外し素子を有する遮断器の設置

単相 3 線式の電気方式に連系する場合であって，負荷の不平衡と発電設備等の逆潮流により中性線に負荷線以上の過電流が生じるおそれがあるときは，発電設備等および負荷設備等の並列点よりも系統側に，3 極に過電流引き外し素子を有する遮断器を設置していただきます。

21　発電設備等の種類

逆潮流有りの連系とすることができる発電設備等は，逆変換装置を用いた発電設備等に限ります。ただし，逆変換装置を用いない場合でも，逆変換装置を用いた連系の場合と同等の単独運転検出および解列ができ，他の需要家へ影響を及ぼすおそれが無い場合に限り，逆潮流有りの連系とすることができます。

22　サイバーセキュリティ対策

自家用電気工作物（発電事業の用に供するものおよび小規模事業用電気工作物を除きます。）に係る遠隔監視システムおよび制御システムは，「自家用電気工作物に係るサイバーセキュリティの確保に関するガイドライン」に準拠した対策を講じていただきます。

上記以外の発電設備等については，サイバー攻撃による発電設備等の異常動作を防止し，または発電設備等がサイバー攻撃を受けた場合に速やかな異常の除去，影響範囲の局限化などを行なうために次のとおり，適切なサイバーセキュリティ対策を講じていただきます。

(1) 外部ネットワークや他ネットワークを通じた発電設備等の制御に係るシステムへの影響を最小化するための対策を講じること。

(2) 発電設備等の制御に係るシステムには，マルウェアの侵入防止対策を講じること。

(3) 発電者と当社との間で迅速かつ的確な情報連絡を行ない，速やかに必要な措置を講じる必要があるため，発電設備等に関し，セキュリティ管理責任者を設置するとともに，氏名および一般加入電話番号，または携帯電話番号を通知すること。

23　発電機諸元

当社の求めに応じて，次の諸元を提出していただきます。（第 3 者認証機関発行の認証証明書による提供も可能とします。）

電源種	設備	諸元
共通	発電プラント	定格（定格容量，定格出力，台数，定格電圧）
		力率（定格，運転可能範囲）
		単線結線図，系統並解列箇所
	構内設備	高調波発生機器と高調波対策資料
		電圧フリッカの発生源と対策設備資料
	保護装置	設置要素
		設置場所
		設置相数
		解列箇所
		整定範囲
		整定値
		シーケンスブロック
逆変換装置	発電プラント制御装置	メーカ，型式
		単独運転検出方式，整定値
		逆変換装置の容量
		FRT要件の適用有無
風力	発電プラント制御装置	蓄電池，ウィンドファームコントローラの有無
蓄電池	発電プラント	蓄電容量

また，必要に応じて，記載されていない諸元等，最新の諸元等を提供していただくことがあります。

Ⅲ　発電者の系統連系技術要件（高圧）

24　電 気 方 式

発電設備等の電気方式は，最大使用電力に比べ発電設備等の容量が非常に小さく，相間の不平衡による影響が実態上問題とならない場合を除き，連系する系統の電気方式（交流三相3線式）と同一としていただきます。

25　運転可能周波数・並列時許容周波数

(1) 運転可能周波数

発電設備等の連続運転可能周波数および運転可能周波数は，次のとおりとしていただきます。

イ　連続運転可能周波数：48.5ヘルツを超え50.5ヘルツ以下

ロ　運転可能周波数:47.5ヘルツ以上51.5ヘルツ以下

なお，周波数低下時の運転継続時間は，48.5 ヘルツでは 10 分程度以上，48.0 ヘルツでは 1 分程度以上としていただきます。また，周波数低下リレーの整定値は，原則として，事故時運転継続要件（FRT 要件）の適用を受ける発電設備等は 47.5 ヘルツ，それ以外は 48.5 ヘルツとし，検出時限は自動再閉路時間と協調が取れる範囲の最大値としていただきます。(協調が取れる範囲の最大値：2秒)

ただし，逆変換装置を用いた発電設備等で FRT 要件非適用の設備については，これによりません。

(2) 並列時許容周波数

系統周波数を適正値に維持する必要があるため，並列時の周波数は並列時許容周波数以内としていただきます。なお，並列時許容周波数は，標準周波数+0.1 ヘルツ以下（設定可能範囲：標準周波数+0.1～+1.0 ヘルツ）としていただきます。ただし，離島など系統固有の事由等により個別に協議させていただく場合があります。

26　力　　率

発電者の受電地点における力率は，連系する系統の電圧を適切に維持するため，原則として系統側からみて遅れ力率 85 パーセント以上とするとともに，進み力率とならないようにしていただきます。

なお，電圧上昇を防止する上でやむを得ない場合には，受電点の力率を系統側からみて遅れ力率80パーセントまで制御できるものといたします。

27　高　調　波

逆変換装置（二次励磁発電機の系統側変換装置を含みます。）を用いた発電設備等を設置する場合は，逆変換装置本体（フィルターを含みます。）の高調波流出電流を総合電流歪率5パーセント，各次電流歪率3パーセント以下としていただきます。また，その他の

高調波発生機器を用いた電気設備を設置する場合には，Ⅵ（需要者の系統連系技術要件〔高圧〕）に準じた対策を実施していただきます。

28　需給バランス制約による発電設備等の出力の抑制

逆潮流のある発電設備等のうち，太陽光発電設備および風力発電設備ならびに蓄電池には，当社の求めに応じて，当社からの遠隔制御により 0 パーセントから 100 パーセントの範囲（1 パーセント刻み）で出力（自家消費分を除くことも可能とします。）の抑制ができる機能を有する逆変換装置やその他必要な設備を設置する等の対策を実施していただきます。なお，ウィンドファームとしての運用がない風力発電所やウィンドファームコントローラーがない風力発電所については，技術的制約を踏まえ個別協議とします。

逆潮流のある火力発電設備およびバイオマス発電設備（ただし，再生可能エネルギー特別措置法施行規則に定める地域資源バイオマス電源であって，燃料貯蔵や技術に由来する制約等により出力の抑制が困難なものを除きます。）は，発電出力を技術的に合理的な範囲で最大限抑制し，その最低出力を発電端の定格出力に対して，火力発電設備（混焼バイオマス発電設備を含みます。）については多くとも 30 パーセント以下，バイオマス発電設備については多くとも 50 パーセント以下に抑制するために必要な機能を具備していただきます。なお，停止による対応も可能とします。自家消費を主な目的とした発電設備については，個別の事情を踏まえ対策の内容を協議させていただきます。実証設備の実証期間中の扱いについては，技術的制約を踏まえ個別に協議させていただき，実証期間終了後は，再協議させていただきます。

29　送電容量制約による発電設備等の出力の抑制

逆潮流のある発電設備等には，当社の求めに応じて，当社からの遠隔制御により，送電容量制約による出力の抑制ができる機能を有する装置やその他必要な装置を設置する等の対策を行なっていただきます。

30　不要解列の防止

(1) 保 護 協 調

発電設備等の故障または系統の事故時に，事故の除去，事故範囲の局限化等を行なうために次の考え方にもとづいて，保護協調を図ることを目的に，適正な保護装置を設置していただきます。なお，構内設備の故障に対しては，Ⅵ（需要者の系統連系技術要件〔高圧〕）に準じた対策を実施していただきます。

イ　発電設備等の異常および故障に対しては，確実に検出・除去し，連系する系統に事故を波及させないために，発電設備等を即時に解列すること。

ロ　連系する系統の事故に対しては，迅速かつ確実に，発電設備等が解列すること。

ハ　上位系統事故時など，連系する系統の電源が喪失した場合にも発電設備等が高速に解列し，一般需要家を含むいかなる部分系統においても単独運転が生じないこと。

ニ　事故時の再閉路時に，発電設備等が連系する系統から確実に解列されていること。

ホ　連系する系統以外の事故時には，発電設備等は解列しないこと。

(2) 事故時運転継続

系統事故による広範囲の瞬時電圧低下や周波数変動等により，発電設備等の一斉解列や出力低下継続等が発生し，系統全体の電圧・周波数維持に大きな影響を与えることを防止するため，発電設備等の種別毎に定められる事故時運転継続要件（FRT 要件）を満たしていただきます。なお，満たすべき FRT 要件は次のとおりです。

<table>
<tr><td colspan="2" rowspan="3">発電設備等</td><td colspan="3">電圧低下</td><td rowspan="2">周波数変動
（運転継続）</td></tr>
<tr><td colspan="2">三相短絡を想定</td><td>二相短絡を想定</td></tr>
<tr><td>残電圧 20%以上
（運転継続）</td><td>残電圧 20%未満
（運転継続または
ｹﾞｰﾄﾌﾞﾛｯｸ）</td><td>残電圧 52%以上・位相変化 41 度以下
（運転継続）</td><td>50Hz 系統</td></tr>
<tr><td rowspan="5">単相</td><td>太陽光</td><td rowspan="5">低圧単相に準ずる</td><td rowspan="5">低圧単相に準ずる</td><td rowspan="5">低圧単相に準ずる</td><td rowspan="5">低圧単相に準ずる</td></tr>
<tr><td>風力</td></tr>
<tr><td>蓄電池</td></tr>
<tr><td>燃料電池</td></tr>
<tr><td>ガスエンジン</td></tr>
<tr><td rowspan="5">三相</td><td>太陽光</td><td>・電圧低下継続時間 0.3 秒以下
・電圧復帰後 0.1 秒以内に電圧低下前の出力の 80%以上の出力まで復帰</td><td>・電圧低下継続時間 0.3 秒以下
・電圧復帰後 0.2 秒以内に電圧低下前の出力の 80%以上の出力まで復帰</td><td>・電圧低下継続時間 0.3 秒以下
・電圧復帰後 0.1 秒以内に電圧低下前の出力の 80%以上の出力まで復帰</td><td>・ｽﾃｯﾌﾟ状に+0.8Hz，3 ｻｲｸﾙ間継続
・ﾗﾝﾌﾟ上の±2Hz/s
(周波数上限)51.5Hz
(周波数下限)47.5Hz</td></tr>
<tr><td>風力</td><td colspan="3">残電圧 0%・継続時間 0.15 秒と残電圧 90%・継続時間 1.5 秒を結ぶ直線以上の残電圧がある電圧低下に対しては運転を継続し，電圧復帰後 1.0 秒以内に電圧低下前の出力の 80%以上の出力まで復帰</td><td>・ｽﾃｯﾌﾟ状に+0.8Hz，3 ｻｲｸﾙ間継続
・ﾗﾝﾌﾟ上の±2Hz/s
(周波数上限)51.5Hz
(周波数下限)47.5Hz</td></tr>
<tr><td>蓄電池</td><td>・電圧低下継続時間 0.3 秒以下
・電圧復帰後 0.1 秒以内に電圧低下前の出力の 80%以上の出力まで復帰（RPR が設置される場合は出力電力特性と RPR の協調を図るため，0.4 秒以内の復帰としてもよい。）</td><td>・電圧低下継続時間 0.3 秒以下
・電圧復帰後 1.0 秒以内に電圧低下前の出力の 80%以上の出力まで復帰</td><td>・電圧低下継続時間 0.3 秒以下
・電圧復帰後 0.1 秒以内に電圧低下前の出力の 80%以上の出力まで復帰（RPR が設置される場合は出力電力特性と RPR の協調を図るため，0.4 秒以内の復帰としてもよい。）</td><td>・ｽﾃｯﾌﾟ状に+0.8Hz，3 ｻｲｸﾙ間継続
・ﾗﾝﾌﾟ上の±2Hz/s
(周波数上限)51.5Hz
(周波数下限)47.5Hz</td></tr>
<tr><td>燃料電池※</td><td>・電圧低下継続時間 0.3 秒以下
・電圧復帰後 1.0 秒以内に電圧低下前の出力の 80%以上の出力まで復帰</td><td>・電圧低下継続時間 0.3 秒以下
・電圧復帰後 1.0 秒以内に電圧低下前の出力の 80%以上の出力まで復帰</td><td>・電圧低下継続時間 0.3 秒以下
・電圧復帰後 1.0 秒以内に電圧低下前の出力の 80%以上の出力まで復帰</td><td>・ｽﾃｯﾌﾟ状に+0.8Hz，3 ｻｲｸﾙ間継続
・ﾗﾝﾌﾟ上の±2Hz/s
(周波数上限)51.5Hz
(周波数下限)47.5Hz</td></tr>
<tr><td>ガスエンジン（単機出力 35kW 以下）</td><td>・電圧低下継続時間 0.3 秒以下
・電圧復帰後 1.0 秒以内に電圧低下前の出力の 80%以上の出力まで復帰</td><td>・電圧低下継続時間 0.3 秒以下
・電圧復帰後 1.0 秒以内に電圧低下前の出力の 80%以上の出力まで復帰</td><td>・電圧低下継続時間 0.3 秒以下
・電圧復帰後 1.0 秒以内に電圧低下前の出力の 80%以上の出力まで復帰</td><td>・ｽﾃｯﾌﾟ状に+0.8Hz，3 ｻｲｸﾙ間継続
・ﾗﾝﾌﾟ上の±2Hz/s
(周波数上限)51.5Hz
(周波数下限)47.5Hz</td></tr>
</table>

※燃料電池にマイクロガスタービンを組み合わせた発電設備は除きます。

FRT 要件のイメージ（太陽光発電設備を例に記載）

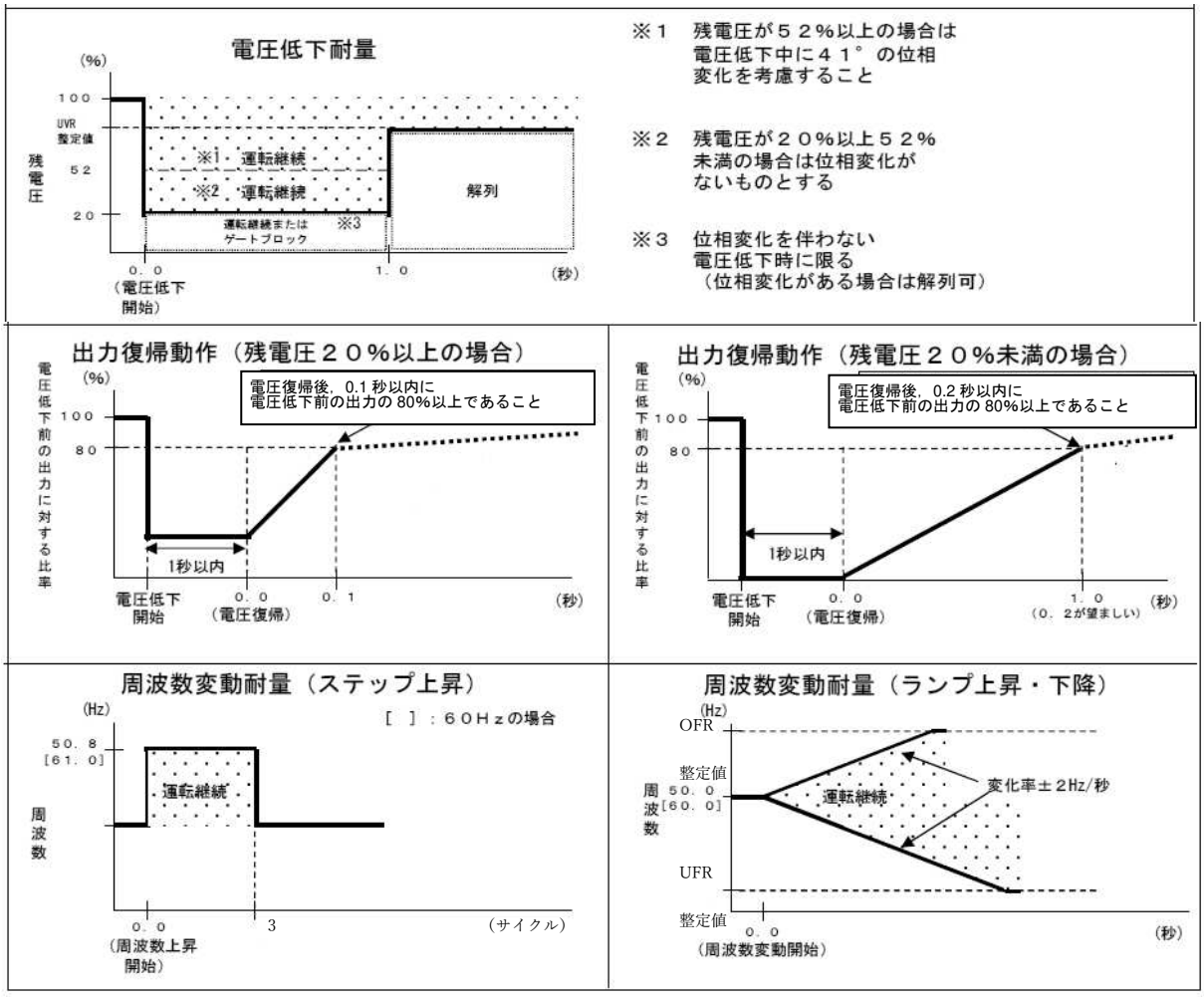

31 保護装置の設置場所

保護装置は,受電地点または故障の検出が可能な場所に設置していただきます。

32 保護リレーの設置相数

保護リレーの設置相数は次のとおりとしていただきます。

(1) 地絡過電圧リレーは零相回路に設置すること。

(2) 過電圧リレー，周波数低下リレー，周波数上昇リレーおよび逆電力リレーは，1 相設置とすること。

(3) 短絡方向リレーは，3 相設置とすること。ただし，連系する系統と協調を図ることができる場合は，2 相設置とすることができます。

(4) 不足電圧リレーは，3 相設置とすること。ただし，短絡方向リレーと協調を図ることができる場合は，1 相設置とすることができます。

(5) 不足電力リレーは，2 相設置とすること。

33　保護装置の設置

(1) 発電設備等故障対策

発電設備等故障時の系統保護のため，次に示す保護リレーを設置していただきます。

ただし，発電設備等自体の保護装置により，検出できる場合は省略できることといたします。

イ　発電設備等の発電電圧が異常に上昇した場合に，これを検出し時限をもって解列するための過電圧リレーを設置すること。

ロ　発電設備等の発電電圧が異常に低下した場合に，これを検出し時限をもって解列するための不足電圧リレーを設置すること。

(2) 系統側短絡事故対策

連系する系統における短絡事故時の保護のため，次に示す保護リレーを設置していただきます。

イ　同期発電機の場合は，連系する系統における短絡事故を検出し，発電設備を解列するための短絡方向リレーを設置すること。

ロ　誘導発電機，二次励磁発電機および逆変換装置を用いた発電設備等の場合は，連系する系統の短絡事故時に発電設備等の電圧低下を検出し，発電設備等を解列するための不足電圧リレーを設置すること。

(3) 系統側地絡事故対策

連系する系統における地絡事故時の保護のため，地絡過電圧リレーを設置していただきます。ただし，次のいずれかを満たす場合は，地絡過電圧リレーを省略できるものといたします。

イ　発電設備等の引出口にある地絡過電圧リレーにより系統側地絡事故が検出できる場合

ロ　逆変換装置を用いた発電設備等が構内低圧線に連系する場合であって，その出力容量が受電電力の容量に比べて極めて小さい場合

ハ　逆変換装置を用いた発電設備等が構内低圧線に連系する場合であって，その出力容量が 10 キロワット以下の場合

(4) 逆潮流がある場合の単独運転防止対策

逆潮流がある場合，単独運転防止のため，発電設備等故障対策用の過電圧リレーおよび不足電圧リレーに加えて，周波数上昇リレーおよび周波数低下リレーを設置するとともに，転送遮断装置または次のすべての条件を満たす単独運転検出機能（能動的方式 1 方式以上を含みます。）を有する装置を設置していただきます。ただし，専用線の場合は，周波数上昇リレーを省略できるものといたします。

イ　連系する系統のインピーダンスや負荷状況等を考慮し，確実に単独運転を検出できること。

ロ　頻繁な不要解列を生じさせないこと。

ハ　能動信号は，系統への影響が実態上問題とならないこと。

単独運転検出機能の整定値例は系統連系規程によります。

(5) 逆潮流が無い場合の単独運転防止対策

逆潮流が無い場合，単独運転防止のため，逆電力リレーおよび周波数低下リレーを設置していただきます。ただし，専用線の場合であって，逆電力リレーまたは不足電力リレーにて単独運転を高速に検出できる場合は，周波数低下リレーを省略できるものといたします。

なお，構内低圧線に連系する発電設備等において，その出力容量が受電電力の容量に比べて極めて小さく，単独運転検出機能（受動的方式および能動的方式それぞれ 1 方式以上を含みます。）を有する装置により高速に単独運転を検出し，発電設備等が停止，または解列する場合は，逆電力リレーを省略できるものといたします。

単独運転検出機能の整定値例は系統連系規程によります。

34 解 列 箇 所

保護装置が動作した場合の解列箇所は，原則として，系統から発電設備等を解列することができる次のいずれかの箇所としていただきます。なお，当社から解列箇所を指定させていただく場合があります。

(1) 受電用遮断器
(2) 発電設備等出力端遮断器またはこれと同等の機能を有する装置
(3) 発電設備等連絡用遮断器
(4) 母線連絡用遮断器

また，解列にあたっては，発電設備等を電路から機械的に切り離すことができ，かつ，電気的にも完全な絶縁状態を保持しなければならないため，原則として，半導体のみで構成された電子スイッチを遮断装置として適用することはできません。

35 発電機運転制御装置の付加

(1) 周波数調整のための機能

イ 出力低下防止機能

火力発電設備およびコージェネレーション（ガスタービン・ガスエンジンを採用したコージェネレーションを除きます。）は，周波数 49.0 ヘルツまでは発電機出力を低下しない，周波数 49.0 ヘルツ以下については，1 ヘルツ低下するごとに 5 パーセント以内の出力低下に抑える，または，一度出力低下しても回復する機能もしくは装置を具備すること。

なお，周波数変動に鋭敏な負荷設備や，構内設備（発電用所内電源を除きます。）への電源供給維持のため，自立運転に移行する必要がある自家用発電設備等については，対策内容を協議させていただきます。

36　自動負荷制限

発電設備等の脱落時等に連系する配電線や配電用変圧器等が過負荷になるおそれがある場合は，自動的に負荷を制限する対策を行なっていただきます。

37　線路無電圧確認装置の設置

発電設備等を連系する系統の再閉路時の事故防止のため，当該系統の配電用変電所の配電線引出口に線路無電圧確認装置を設置いたします。ただし，次のいずれかを満たす場合は，線路無電圧確認装置を省略できるものといたします。

(1) 専用線による連系であって，連系する系統の自動再閉路を必要としない場合

(2) 転送遮断装置および単独運転検出機能（能動的方式に限ります。）を有する装置を設置し，かつ，それぞれが別の遮断器により連系を遮断できる場合

(3) 2 方式以上の単独運転検出機能（能動的方式 1 方式以上を含むものに限ります。）を有する装置を設置し，かつ，それぞれが別の遮断器により連系を遮断できる場合

(4) 単独運転検出機能（能動的方式に限ります。）を有する装置および整定値が発電設備等の運転中における配電線の最低負荷より小さい逆電力リレーを設置し，かつ，それぞれが別の遮断器により連系を遮断できる場合

(5) 逆潮流がない場合であり，かつ，系統との連系に係わる保護リレー，計器用変流器，計器用変圧器，遮断器および制御用電源配線が 2 系列化されており，これらが互いにバックアップ可能となっている場合。ただし，2 系列目の上記装置については，次のうちいずれか 1 方式以上を用いて簡素化を図ることができます。

イ　保護リレーの 2 系列目は，不足電力リレーのみとすることができます。

ロ　計器用変流器は，不足電力リレーを計器用変流器の末端に配置した場合，1 系列目と 2 系列目を兼用できます。

ハ　計器用変圧器は，不足電圧リレーを計器用変圧器の末端に配置した場合，1 系列目と 2 系列目を兼用できます。

38　接 地 方 式

接地方式は，連系する系統に適合した方式としていただきます。

39　直流流出防止変圧器の設置

逆変換装置を用いて発電設備等を連系する場合は，逆変換装置から直流が系統へ流出することを防止するために，受電地点と逆変換装置との間に変圧器（単巻変圧器を除きます。）を設置していただきます。ただし，次のすべての条件に適合する場合は，変圧器の設置を省略することができます。

(1) 逆変換装置の交流出力側で直流を検出し，交流出力を停止する機能を有すること。

(2) 逆変換装置の直流回路が非接地であること，または逆変換装置に高周波変圧器を用い

ていること。

なお，設置する変圧器は，直流流出防止専用である必要はありません。

40 電 圧 変 動

(1) 常時電圧変動対策

連系する系統における低圧需要家の電圧を適正値（標準電圧 100 ボルトに対しては 101±6 ボルト，標準電圧 200 ボルトに対しては 202±20 ボルト）以内に維持する必要があるため，発電設備等の解列による電圧低下や逆潮流による系統の電圧上昇等により適正値を逸脱するおそれがあるときは，次に示す電圧変動対策を行なっていただきます。なお，これにより対応できない場合には，配電線新設による負荷分割等の配電線増強や専用線による連系を行なうなどの対策を行ないます。

イ　発電設備等の脱落等により低圧需要家の電圧が適正値を逸脱するおそれがあるときには，自動的に負荷を制限すること。または，適正な電圧が維持できる範囲まで自動的に負荷を制限する自動負荷遮断装置を設置すること。

ロ　発電設備等の逆潮流により低圧需要家の電圧が適正値を逸脱するおそれがあるときには，自動的に電圧を調整すること。

また，受電点および発電端の力率は，協議により決定することとするが，高圧配電線等の系統状況により個別に力率値を指定する場合には，力率値を変更すること。

この自動電圧調整の手段としては，逆潮流電力の大きさや発電設備等の形式により，以下の４方式などから選択していただきます。

(ｲ) 発電設備等を一定の遅相で運転して，一定値以上の逆潮流が発生するときに力率改善用コンデンサ（一般には開放）で受電点の力率を所定力率に調整すること。

(ﾛ) 発電設備等を一定の進相で運転して，一定値以上の逆潮流が発生するときに力率改善用コンデンサで受電点の力率を所定力率に調整すること。

(ﾊ) 一定値以上の逆潮流が発生するときに，力率改善用コンデンサを一定値まで減じ，かつ発電設備等の無効電力出力を制御して受電点の力率を所定力率に調整すること。ただし，発電設備等の無効電力出力が限界値となる場合には，有効電力を減ずることで電圧上昇の抑制をするとともに受電点の力率を所定力率に調整すること。

(ﾆ) PCS の力率一定制御【80 パーセントから 100 パーセント（1 パーセント刻み）】（進相または遅相運転）または SVC の制御などにより，受電点の力率を所定力率に調整すること。

(2) 瞬時電圧変動対策

発電設備等の並解列時の瞬時電圧変動は常時電圧の 10 パーセント以内とし，次に示す対策を行なっていただきます。

イ　同期発電機の場合は，制動巻線付きのもの（制動巻線を有しているものと同等以上の乱調防止効果を有する制動巻線付きでない同期発電機を含みます。）とするとともに

自動同期検定装置を設置すること。

ロ　二次励磁制御巻線形誘導発電機の場合は，自動同期検定機能を有するものを用いること。

ハ　誘導発電機の場合で，並列時の瞬時電圧低下により系統の電圧が常時電圧から 10 パーセントを超えて逸脱するおそれがあるときは，限流リアクトル等を設置すること。なお，これにより対応できない場合には，同期発電機を用いる等の対策を行なうこと。

ニ　自励式の逆変換装置を用いた発電設備等の場合は，自動的に同期する機能を有するものを用いること。

ホ　他励式の逆変換装置を用いた発電設備等の場合で，並列時の瞬時電圧低下により系統の電圧が常時電圧から 10 パーセントを超えて逸脱するおそれがあるときは，限流リアクトル等を設置すること。

ヘ　発電設備等の出力変動や頻繁な並解列が問題となる場合は，出力変動の抑制や並解列の頻度を低減する対策を行なうこと。

ト　連系用変圧器加圧時の励磁突入電流による瞬時電圧低下により，系統の電圧が常時電圧から 10 パーセントを超えて逸脱するおそれがあるときは，その抑制対策を実施すること。

(3) 電圧フリッカ対策

発電設備等を設置する場合は，発電設備等の頻繁な並解列や出力変動，単独運転検出機能（能動方式）による電圧フリッカにより適正値を逸脱するおそれがあるときは，次に示す電圧フリッカ対策などを行なっていただきます。

イ　風力発電設備等の頻繁な並解列により電圧フリッカが適正値を逸脱するおそれがあるときには，SVCの設置やサイリスタ等によるソフトスタート機能を有する装置の設置，配電線の太線化などによる系統インピーダンスの低減などの対策を行なうこと。なお，これにより対応できない場合には，配電線の増強などを行なうか，専用線による連系といたします。

ロ　風力発電設備等の出力変動により電圧フリッカが適正値を逸脱するおそれがあるときには，SVCなどを設置や配電線の太線化などによる系統インピーダンスの低減などの対策を行なうこと。なお，これにより対応できない場合には，配電線の増強などを行なうか，専用線による連系といたします。

ハ　単独運転検出機能（能動的方式）による電圧フリッカにより適正値を逸脱するおそれがあるときは，系統や当該発電設備等設置者以外の者への悪影響がない範囲の能動信号の変動量や正帰還ゲインの大きさとすること。また，連系当初は許容できる範囲の能動信号であっても，将来の系統状況の変化や発電設備等の連系量増加などによって，配電線に注入する無効電力の注入量が過剰となり，連系当初は発振しない発電設備等も含め無効電力が発振し電圧フリッカが発生することがあるため，能動信号の変動量や正帰還ゲインの大きさを変更できる機構とすること。

また，単独運転検出機能（能動的方式）による電圧フリッカにより，系統運用に支障が発生した場合または発生するおそれがある場合には，発電設備等設置者は当社と協議のうえ，単独運転検出に影響の無い範囲で，能動信号の変動量や正帰還ゲインの大きさの変更などにより，配電線に注入する無効電力の注入量を低減するなどの対策を講じること。なお，ソフトウェア改修不可などで対応できない場合については，機器取替や対応時期などを含めて個別協議とします。

[対策要否の判定基準例]

受電点における電圧フリッカレベル（ΔＶ10）を 0.45 ボルト以下（当該設備のみの場合は，0.23 ボルト以下）に維持すること。

41 短 絡 容 量

発電設備等の連系により系統の短絡電流が他者の遮断器の遮断容量等を上回るおそれがある場合は，短絡電流を制限する装置（限流リアクトル等）を設置していただきます。

42 発電機定数・諸元

発電機並列時の短絡電流抑制対策等の面から，発電機定数を当社から指定させていただく場合があります。また，当社の求めに応じて，次の諸元を提出していただきます。（第 3 者認証機関発行の認証証明書による提供も可能とします。）

電源種	設備	諸元
共通	発電プラント	定格（定格容量，定格出力，台数，定格電圧）
		最低出力
		所内負荷（定格，最低）
		力率（定格，運転可能範囲）
		運転可能周波数の範囲
		単線結線図，系統並解列箇所
	構内設備	自家消費電力の最大値，最小値
		総合負荷力率
		高調波発生機器と高調波対策資料
		電圧フリッカの発生源と対策設備資料
	受電用変圧器，連系用変圧器	定格（定格容量，定格電圧）
		インピーダンス（変圧器定格容量ベース）
		制御方式，整定値
	調相設備	定格（容量，台数）
	遮断器	定格（遮断電流，遮断時間）
		自動同期検定装置の有無
	保護装置	設置要素

電源種	設備	諸元
		設置場所
		設置相数
		解列箇所
		整定範囲
		整定値
		CT 比，VT 比
		シーケンスブロック
誘導機	発電プラント	拘束リアクタンス
		限流リアクトル容量
同期機	発電プラント	各種内部リアクタンス
		各種短絡時定数・開路時定数
		慣性定数（発電機＋タービン）
		制動巻線の有無
	制御装置	ガバナ系ブロック（調定率，GF 幅，CV，ICV モデルを含みます。）
		励磁系ブロック（AVR，PSS，PSVR）
		FRT 要件の適用有無
逆変換装置	発電プラント制御装置	メーカ，型式
		単独運転検出方式，整定値
		逆変換装置の容量
		通電電流制限値
		FRT 要件の適用有無
風力	発電プラント 制御装置	発電機の出力特性
		出力変動対策の方法
		蓄電池，ウィンドファームコントローラーの有無
蓄電池	発電プラント	蓄電容量
二次励磁機	発電プラント	拘束リアクタンス

また，必要に応じて，記載されていない諸元等，最新の諸元等を提供していただくことがあります 。

43 昇圧用変圧器

短絡電流抑制対策や発電機並列時の電圧低下対策等の面から，昇圧用変圧器のインピーダンス等を当社から指定させていただく場合があります。

また，電圧タップ値等を指定させていただく場合があります。

44 連絡体制

発電者の構内事故および系統側の事故等により，連系用遮断器が動作した場合等（サイバー攻撃により設備異常が発生し，または発生するおそれがある場合を含みます。）には，

当社と発電者との間で迅速かつ的確な情報連絡を行ない，速やかに必要な措置を講ずる必要があります。このため，発電者の技術員駐在箇所等と当社との間には，保安通信用電話設備を設置していただきます。

ただし，保安通信用電話設備は次のうちいずれかを用いることができます。

(1) 専用保安通信用電話設備

(2) 電気通信事業者の専用回線電話

(3) 次の条件をすべて満たす場合においては，一般加入電話または携帯電話

イ　発電者側の交換機を介さず直接技術員との通話が可能な方式（交換機を介する代表番号方式ではなく，直接技術員駐在箇所へつながる単番方式）とし，発電設備等の保守監視場所に常時設置されていること。

ロ　話中の場合に割り込みが可能な方式（キャッチホン等）であること。

ハ　停電時においても通話可能なものであること。

ニ　災害時等において当社と連絡が取れない場合には，当社との連絡がとれるまでの間，発電設備等の解列または運転を停止すること。また，保安規程上明記されていること。

45　バンク逆潮流の制限

配電用変電所のバンクにおいて逆潮流が発生すると，電力品質面および保護協調面で問題が生じるおそれがあることから，原則として逆潮流が生じないよう発電者で発電または放電出力を抑制していただきます。ただし，配電用変電所に保護装置等を設置することにより，電力品質面および保護協調面で問題が生じないよう対策を行なう場合はこの限りではありません。

46　サイバーセキュリティ対策

事業用電気工作物（発電事業の用に供するものに限ります。）は，電気事業法にもとづき，「電力制御システムセキュリティガイドライン」に準拠した対策を講じていただきます。

自家用電気工作物（発電事業の用に供するものおよび小規模事業用電気工作物を除きます。）に係る遠隔監視システムおよび制御システムは，「自家用電気工作物に係るサイバーセキュリティの確保に関するガイドライン」に準拠した対策を講じていただきます。

上記以外の発電設備等については，サイバー攻撃による発電設備等の異常動作を防止し，または発電設備等がサイバー攻撃を受けた場合に速やかな異常の除去，影響範囲の局限化などを行なうために次のとおり，適切なサイバーセキュリティ対策を講じていただきます。

(1) 外部ネットワークや他ネットワークを通じた発電設備等の制御に係るシステムへの影響を最小化するための対策を講じること。

(2) 発電設備等の制御に係るシステムには，マルウェアの侵入防止対策を講じること。

(3) 発電設備等に関し，セキュリティ管理責任者を設置すること。

Ⅳ　発電者の系統連系技術要件（特別高圧）

47　電 気 方 式

発電設備等の電気方式は，最大使用電力に比べ発電設備等の容量が非常に小さく，相間の不平衡による影響が実態上問題とならない場合を除き，連系する系統の電気方式（交流三相 3 線式）と同一としていただきます。

48　運転可能周波数・並列時許容周波数

(1) 運転可能周波数

発電設備等の連続運転可能周波数および運転可能周波数は，次のとおりとしていただきます。

連続運転可能周波数：48.5 ヘルツを超え 50.5 ヘルツ以下

運転可能周波数：47.5 ヘルツ以上 51.5 ヘルツ以下

周波数低下時の運転継続時間は，48.5 ヘルツでは 10 分程度以上，48.0 ヘルツでは 1 分程度以上とすること。

周波数低下リレーの整定値は，原則として，検出レベルを 47.5 ヘルツ，検出時限を自動再閉路時間と協調が取れる範囲の最大値とすること。（協調が取れる範囲の最大値：2 秒以上）

なお，新潟県佐渡市については，標準周波数が 60 ヘルツであり，別途協議させていただきます。

(2) 並列時許容周波数

系統周波数を適正値に維持する必要があるため，並列時の周波数は並列時許容周波数以内としていただきます。なお，並列時許容周波数は，標準周波数+0.1 ヘルツ以下（設定可能範囲：標準周波数+0.1～+1.0 ヘルツ）とします。ただし，離島など系統固有の事由等により個別に協議させていただく場合があります。

49　力　　率

発電者の受電地点における力率は，連系する系統の電圧を適切に維持できるように定めるものとし，必要な場合は当社からの求めに応じて，力率を変更していただきます。発電設備等の安定に運転できる範囲は，原則として発電設備等側からみて遅れ力率 90 パーセント～進み力率 95 パーセントとしていただきます。

逆潮流が無い場合は，原則として受電地点における力率を系統側からみて遅れ 85 パーセント以上とするとともに，系統側からみて進み力率にならないようにしていただきます。

また，受電地点の力率，電圧あるいは無効電力の調整スケジュール等について別途協議させていただくことがあります。

50 高 調 波

逆変換装置（二次励磁発電機の系統側変換装置を含みます。）を用いた発電設備等を設置する場合は，逆変換装置本体（フィルターを含みます。）の高調波流出電流を総合電流歪率 5 パーセント，各次電流歪率 3 パーセント以下としていただきます。また，その他の高調波発生機器を用いた電気設備を設置する場合には，90（電力品質対策の実施）に準じた対策を実施していただきます。

51 需給バランス制約による発電設備等の出力の抑制

逆潮流のある発電設備等のうち，太陽光発電設備および風力発電設備ならびに蓄電池には,当社の求めに応じて，当社からの遠隔制御により 0 パーセントから 100 パーセントの範囲（1 パーセント刻み）で出力（自家消費分を除くことも可能とします。）の抑制ができる機能を有する逆変換装置やその他必要な設備を設置する等の対策を実施していただきます。なお，ウィンドファームとしての運用がない風力発電所やウィンドファームコントローラーがない風力発電所については，技術的制約を踏まえ個別協議とします。

逆潮流のある火力発電設備およびバイオマス発電設備（ただし，再生可能エネルギー特別措置法施行規則に定める地域資源バイオマス電源であって，燃料貯蔵や技術に由来する制約等により出力の抑制が困難なものを除きます。）は，発電出力を技術的に合理的な範囲で最大限抑制し，その最低出力を発電端の定格出力に対して，火力発電設備（混焼バイオマス発電設備を含みます。）については多くとも 30 パーセント以下，バイオマス発電設備については多くとも 50 パーセント以下に抑制するために必要な機能を具備していただきます。なお，停止による対応も可能とします。自家消費を主な目的とした発電設備等については，個別の事情を踏まえ対策の内容を協議させていただきます。実証設備の実証期間中の扱いについては，技術的制約を踏まえ個別に協議させていただき，実証期間終了後は，再協議させていただきます。

52 送電容量制約による発電設備等の出力の抑制

逆潮流のある発電設備等には，当社の求めに応じて，当社からの遠隔制御により，送電容量制約による出力の抑制ができる機能を有する装置やその他必要な装置を設置する等の対策を行なっていただきます。

53 不要解列の防止

(1) 保 護 協 調

発電設備等の故障または系統の事故時に，事故の除去，事故範囲の局限化，系統運用の安定・公衆保安の確保などを行なうために，次の考え方にもとづき保護協調を図っていただきます。なお，構内設備の故障に対しては，85（保護協調の実施）に準じた対策を実施していただきます。

イ　発電設備等の異常および故障に対しては，この影響を連系する系統へ波及させな

いために，発電設備等を当該系統から解列すること。

ロ　連系する系統に事故が発生した場合は，原則として当該系統から発電設備等を解列すること。ただし，再閉路方式によっては，解列が不要な場合もあります。

ハ　上位系統事故，連系する系統の事故などにより当該系統の電源が喪失した場合であって単独運転が認められない場合には，発電設備等が解列し単独運転が生じないこと。

ニ　連系する系統における事故後再閉路時に，原則として発電設備等が当該系統から解列されていること。

ホ　連系する系統以外の事故時には，原則として発電設備等は解列しないこと。

ヘ　連系する系統から発電設備等が解列する場合には，逆電力リレー，不足電力リレー等による解列を，自動再閉路時間より短い時限かつ過渡的な電力変動による当該発電設備等の不要な遮断を回避できる時限で行なうこと。

(2) 事故時運転継続

系統事故による広範囲の瞬時電圧低下や周波数変動等により，発電設備等の一斉解列や出力低下継続等が発生し，系統全体の電圧・周波数維持に大きな影響を与えることを防止するため，発電設備等の種別毎に定められる事故時運転継続要件（FRT要件）を満たしていただきます。なお，満たすべきFRT要件は次のとおりです。

<table>
<tr><th colspan="2" rowspan="3">発電設備等</th><th colspan="3">電圧低下</th><th rowspan="2">周波数変動
（運転継続）</th></tr>
<tr><th colspan="2">三相短絡を想定</th><th>二相短絡を想定</th></tr>
<tr><th>残電圧 20%以上
（運転継続）</th><th>残電圧 20%未満
（運転継続または
ｹﾞｰﾄﾌﾞﾛｯｸ）</th><th>残電圧 52%以上・位相変化 41 度以下
（運転継続）</th><th>50Hz 系統</th></tr>
<tr><td rowspan="5">単相</td><td>太陽光</td><td rowspan="5">低圧単相に準ずる</td><td rowspan="5">低圧単相に準ずる</td><td rowspan="5">低圧単相に準ずる</td><td rowspan="5">低圧単相に準ずる</td></tr>
<tr><td>風力</td></tr>
<tr><td>蓄電池</td></tr>
<tr><td>燃料電池</td></tr>
<tr><td>ガスエンジン</td></tr>
<tr><td rowspan="5">三相</td><td>太陽光</td><td rowspan="5">高圧三相に準ずる</td><td rowspan="5">高圧三相に準ずる</td><td rowspan="5">高圧三相に準ずる</td><td rowspan="5">高圧三相に準ずる</td></tr>
<tr><td>風力</td></tr>
<tr><td>蓄電池</td></tr>
<tr><td>燃料電池</td></tr>
<tr><td>ガスエンジン</td></tr>
</table>

(3) 電圧・周波数変動による不要解列の防止

作業停止や需要増加などに伴い，電圧・周波数変動が継続する状況においても，発電設備等の不要解列による系統電圧・周波数維持への影響を防止するため，以下の端子電

圧および周波数変動範囲においては，発電設備等を連続運転し，発電設備等の保護装置等による解列を行なわないものとしていただきます。

また，これを超える端子電圧および周波数変動においても，設備に支障が無い範囲で運転を継続していただきます。

同期発電機・誘導発電機

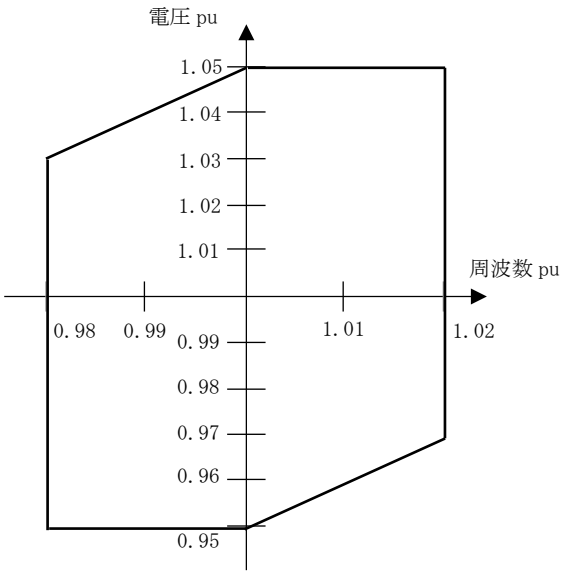

逆変換装置

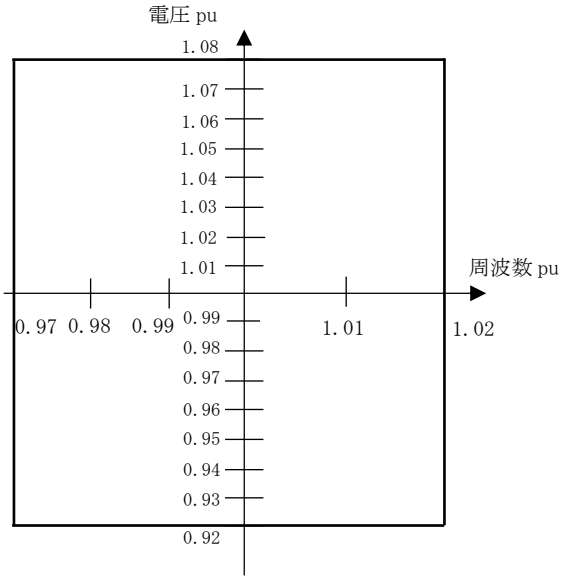

なお，電圧・周波数変動に鋭敏な負荷設備や，構内設備（発電用所内電源を除きます。）への電源供給維持のため，自立運転に移行する必要がある自家用発電設備等については，対策内容を協議させていただきます。

ただし，周波数変動範囲に対しては，48（運転可能周波数・並列時許容周波数）(1)運転可能周波数に準じた対策を実施していただきます。

54　保護装置の設置

(1) 発電設備等故障対策

発電設備等故障時の系統保護のため過電圧リレーおよび不足電圧リレーを設置していただきます。ただし，発電設備等自体の保護装置により検出・保護できる場合は省略することができます。

(2) 系統側事故対策

イ　短 絡 保 護

系統の短絡事故時の保護のため，次の保護リレーを設置していただきます。

(ｲ) 同期発電機を用いる場合

連系する系統の短絡事故を検出し，発電設備を解列することのできる短絡方向

リレーを設置すること。当該リレーが有効に機能しない場合は，短絡方向距離リレーまたは電流差動リレーを設置すること。

(ﾛ) 誘導発電機，二次励磁発電機または逆変換装置を用いる場合

連系する系統の短絡事故時に，発電電圧の異常低下を検出し解列することのできる不足電圧リレーを設置すること。

なお，この不足電圧リレーは，発電設備等故障対策用の不足電圧リレーと兼用することができます。

必要に応じて連系する系統と同じ方式の保護リレーを設置していただきます。

連系する系統と同じ方式の保護リレーは，当社側と同じ方式の保護リレー（電流差動リレー方式，方向比較リレー方式，回線選択リレー方式など）を設置していただきます。

なお，電流差動リレー方式，方向比較リレー方式で用いるリレー，通信設備については，当社が採用する仕様と同じ仕様のものを設置していただきます。

また，154,000 ボルト以下の系統へ連系する場合は，原則として系統保護リレーを 1 系列，275,000 ボルト以上の系統へ連系する場合は，系統保護リレーを 2 系列設置していただきます。

ロ　地 絡 保 護

系統の地絡事故時の保護のため，次の保護リレーを設置していただきます。

中性点直接接地方式の系統に連系する場合は，電流差動リレーを設置していただきます。

中性点直接接地方式以外の系統に連系する場合は，地絡過電圧リレーを設置していただきます。当該リレーが有効に機能しない場合は，地絡方向リレーまたは電流差動リレーを設置していただきます。

ただし，次のいずれかを満たす場合は，地絡過電圧リレーを省略することができます。

(ｲ) 発電機引出口にある地絡過電圧リレーにより，連系する系統の地絡事故を検出できる場合

(ﾛ) 発電設備等の出力が構内の負荷より小さく，周波数低下リレーにより高速に単独運転を検出し，解列することができる場合

(ﾊ) 逆電力リレー，不足電力リレーまたは受動的方式の単独運転防止機能を有する装置により高速に単独運転を検出し，解列することができる場合

なお，連系当初は地絡過電圧リレーを省略可能な場合であっても，その後構内の負荷状況の変更や電力系統の変更などによって，地絡過電圧リレーの省略要件を満たさなくなった場合は，発電者，発電設備等を系統連系する需要者の責任において，地絡過電圧リレーを設置すること。

必要に応じて連系する系統と同じ方式の保護リレーを設置していただきます。

連系する系統と同じ方式の保護リレーは，当社側と同じ方式の保護リレー（電流

差動リレー方式，方向比較リレー方式，回線選択リレー方式など）を設置していただきます。

なお，電流差動リレー方式，方向比較リレー方式で用いるリレー，通信設備については，当社が採用する仕様と同じ仕様のものを設置していただきます。

また，154,000 ボルト以下の系統へ連系する場合は，原則として系統保護リレーを 1 系列，275,000 ボルト以上の系統へ連系する場合は，系統保護リレーを 2 系列設置していただきます。

(3) 単独運転防止対策

イ　逆潮流がある場合

適正な電圧・周波数を逸脱した単独運転を防止するため，周波数上昇リレーおよび周波数低下リレーまたは転送遮断装置を設置していただきます。また，周波数上昇リレーおよび周波数低下リレーは，単独運転状態になった場合に系統電圧が定格電圧の 40 パーセント程度まで低下したとしても周波数を検出可能なものとしていただきます。

なお，上記特性を有しないときは，単独運転状態になった場合に系統等に影響を与えるまでに低下した系統電圧を検出可能な不足電圧リレーと組み合わせて補完しながら使用していただきます。また，必要により周波数上昇リレーおよび周波数低下リレーに加えて転送遮断装置を設置していただく場合があります。

また，単独系統を復旧（本系統へ再並列）するにあたり，系統電源と当該発電設備等の周波数，電圧および位相差が合致しない場合には，当社からの指令を受け，当該発電設備等を速やかに単独系統から解列していただきます。

ロ　逆潮流がない場合

単独運転防止のため，周波数上昇リレーおよび周波数低下リレーを設置していただきます。ただし，発電設備等の出力容量が系統の負荷と均衡する場合であって，周波数上昇リレーまたは周波数低下リレーにより検出・保護できないおそれがあるときは，逆電力リレーを設置していただきます。

(4) 事故波及防止対策

イ　発電機が脱調したときの事故波及を防止するため，脱調分離リレーを必要により設置していただく場合があります。

ロ　系統事故などの影響により，他の送電線および変圧器等が過負荷になるおそれがある場合，または系統の安定度や周波数等が維持できないおそれがある場合には，事故波及防止リレー装置によって発電者の発電設備を抑制または遮断いたします。この場合，発電者に，転送信号などによって発電設備を自動抑制または自動遮断する事故波及防止リレー装置を設置していただきます。

(5) 構内設備事故対策

構内設備事故対策として，86（保護装置の設置）に準じた対策を実施していただきます。

(6) 事故除去時間

中性点直接接地系統においては，同期安定度確保，瞬時電圧低下の影響，電磁誘導障害対策面で高速な事故除去が求められるため，連系点および同一電圧階級設備の遮断器，保護リレーの動作時間を以下の通りとしていただきます。

遮断器：2 サイクル以内
保護リレー（短絡・地絡事故除去用）：2 サイクル以内

なお，上記を基本とし，中性点直接接地系統以外を含め，系統固有の事由等により個別に協議させていただく場合があります。

55 再閉路方式

自動再閉路を実施している送電線へ連系する場合で，自動再閉路方式を採用する場合は，連系送電線の再閉路方式と協調を図っていただき，必要な設備を設置していただきます。

当社の送電線で採用している標準の再閉路方式は，以下のとおりです。

(1) 66,000 ボルト以下の送電線：低速度三相再閉路方式
(2) 154,000 ボルト送電線：高速度単相または多相再閉路方式，および中速度三相再閉路方式
(3) 275,000 ボルト以上の送電線：高速度多相再閉路方式，および中速度三相再閉路方式

なお，再閉路方式の運用にあたっては，発電設備の回転軸強度などに支障がないようにしていただきます。

56 保護装置の設置場所

保護装置は，受電地点または故障の検出が可能な場所に設置していただきます。

57 解 列 箇 所

保護装置が動作した場合の解列箇所は，原則として，系統から発電設備等を解列することができる次のいずれかの箇所としていただきます。なお，当社から解列箇所を指定させていただく場合があります。

(1) 受電用遮断器
(2) 発電設備等出力端遮断器
(3) 発電設備等連絡用遮断器
(4) 母線連絡用遮断器

また，解列にあたっては，発電設備等を電路から機械的に切り離すことができ，かつ，電気的にも完全な絶縁状態を保持しなければならないため，原則として，半導体のみで構成された電子スイッチを遮断装置として適用することはできません。

なお，構内保護装置が動作した場合の解列箇所は，88（解列箇所）に準じた対策を実施していただきます。

58　保護リレーの設置相数

保護リレーの設置相数は，次のとおりとしていただきます。

(1) 地絡過電圧リレー，地絡方向リレー，地絡検出用電流差動リレー，地絡検出用方向比較リレー，地絡検出用回線選択リレーは零相回路に設置すること。

(2) 過電圧リレー，周波数低下リレー，周波数上昇リレー，逆電力リレーは1相設置とすること。

(3) 不足電力リレーは2相設置とすること。

(4) 短絡方向リレー，不足電圧リレー，短絡検出・地絡検出兼用電流差動リレー，短絡検出用電流差動リレー，短絡検出用方向比較リレー，短絡方向距離リレー，短絡検出用回線選択リレー，地絡方向距離リレーは3相設置とすること。

59　自動負荷制限・発電抑制

(1) 発電設備等の脱落時等に主として連系する送電線および変圧器等が過負荷になるおそれがある場合は，自動的に負荷を制限する対策を行なっていただきます。

また，系統事故等により他の送電線および変圧器等が過負荷になるおそれがある場合，または系統の安定度や周波数等が維持できないおそれがある場合には，自動で発電抑制または発電遮断もしくは発電増出力（揚水遮断および蓄電池の充電停止を含みます。）を行なっていただくことがあります。

なお，この場合発電場所に必要な装置を設置していただきます。

ただし，出力変動緩和対策として設置していただく蓄電池については，充電を停止することにより，出力変動緩和の機能を喪失することになるため，本要件の適用範囲外とします。

(2) あらかじめ当社が指定した送配電線1回線，変圧器1台その他の電力設備の単一故障の発生時に保護装置により行なわれる速やかな発電抑制または発電遮断（以下「Ｎ－1電制」といいます。）を実施することで，運用容量を拡大することが効率的な設備形成に資すると当社が判断した場合，Ｎ－1 電制を実施するために発電設備等に設置する制御装置等（以下「Ｎ－1 電制装置」といいます。）を設置することが適当であると判断した発電設備等を指定して，当該発電設備等を維持および運用する発電者または新規に送電系統への連系を行なう発電者に対して，Ｎ－1 電制装置の設置を求めることがあります。この場合，正当な理由がない限り，発電場所へのＮ－1 電制装置の設置およびその他Ｎ－1電制の実施に必要な対応をしていただきます。

60　線路無電圧確認装置の設置

発電設備等を連系する変電所の引出口に線路無電圧確認装置が設置されていない場合には，再閉路時の事故防止のために，発電設備等を連系する変電所の引出口に線路無電圧確認装置を設置いたします。ただし，次のいずれかを満たす場合は，線路無電圧確認装置を省略できるものといたします。

(1) 逆潮流が無い場合であって，電力系統との連系に係る保護リレー，計器用変流器，計器用変圧器，遮断器および制御用電源配線が，相互予備となるように2系列化されているとき。ただし，次のいずれかにより簡素化を図ることができます。

イ　2系列の保護リレーのうちの1系列は，不足電力リレーのみとすることができます。

ロ　計器用変流器は，不足電力リレーを計器用変流器の末端に配置する場合，1系列目と2系列目を兼用できます。

ハ　計器用変圧器は，不足電圧リレーを計器用変圧器の末端に配置する場合，1系列目と2系列目を兼用できます。

61　発電機運転制御装置の付加

(1) 系統安定化，潮流制御のための機能

系統安定化，潮流制御等の理由により運転制御が必要な場合には，以下の機能を具備した運転制御装置を設置していただきます。なお，設置については個別に協議させていただきます。

イ　PSS(Power System Stabilizer)

広域的な安定度維持が必要となる場合は，PSS の形式として複数入力 PSS（ΔP＋Δω形PSSなど）を指定させていただく場合があります。

ロ　超速応励磁自動電圧調整機能

(2) 周波数調整のための機能

火力発電設備，混焼バイオマス発電設備（地域資源バイオマス発電設備を除きます。）および揚水発電設備（発電方向）については，以下の周波数調整機能を具備していただきます。なお，その他の発電設備等については，個別に協議させていただきます。

イ　火力発電設備および混焼バイオマス発電設備（地域資源バイオマス発電設備を除きます。）

(ｲ) ガバナフリー運転

タービンの調速機（ガバナ）を系統周波数の変動に応じて発電機出力を変化させるように運転（ガバナフリー運転）する機能を具備すること。

(ﾛ) LFC（Load Frequency Control：負荷周波数制御）機能

当社からのLFC信号に追従し，発電機出力を変動させる機能を具備すること。

(ﾊ) 周波数変動補償機能

標準周波数±0.2 ヘルツを超えた場合，系統の周波数変動により，ガバナで調整した出力を発電所の自動出力制御装置が，出力指令値に引き戻すことがないように，ガバナによる出力変動相当を出力指令値に加算する機能を具備すること。

(ﾆ) EDC（Economic load Dispatching Control：経済負荷配分制御）機能

当社からの出力指令値に発電機出力を自動追従制御する機能を具備すること。

(ﾎ) 出力低下防止機能

火力発電設備およびコージェネレーション（ガスタービン・ガスエンジンを採用した 60 メガワット未満のコージェネレーションを除きます。）は，周波数 49.0 ヘルツまでは発電機出力を低下しない，周波数 49.0 ヘルツ以下については，1 ヘルツ低下するごとに 5 パーセント以内の出力低下に抑える，または，一度出力低下しても回復する機能もしくは装置を具備すること。

なお，周波数変動に鋭敏な負荷設備や，構内設備（発電用所内電源を除きます。）への電源供給維持のため，自立運転に移行する必要がある自家用発電設備等については，対策内容を協議させていただきます。

具体的な発電設備の性能は，次のとおりです。ただし，系統の電源構成の状況等，必要に応じて別途協議を行なうことがあります。

	発電機定格出力	100 メガワット以上	
		GT および GTCC	その他の火力発電設備および混焼バイオマス発電設備※6
機能・仕様等	GF 調定率	5 パーセント以下	5 パーセント以下
	GF 幅※1	5 パーセント以上（定格出力基準）	3 パーセント以上（定格出力基準）
	GF 制御応答性	2 秒以内に出力変化開始，10 秒以内に GF 幅の出力変化完了	
	LFC 幅	±5 パーセント以上（定格出力基準）	±5 パーセント以上（定格出力基準）
	LFC 変化速度※2	5 パーセント/分以上（定格出力基準）	1 パーセント/分以上（定格出力基準）
	LFC 制御応答性	20 秒以内に出力変化開始	60 秒以内に出力変化開始
	EDC 変化速度※2	5 パーセント/分以上（定格出力基準）	1 パーセント/分以上（定格出力基準）
	EDC 制御応答性	20 秒以内に出力変化開始※7	60 秒以内に出力変化開始※7
	EDC+LFC 変化速度	10 パーセント/分以上（定格出力基準）	1 パーセント/分以上（定格出力基準）
	最低出力※3※4（定格出力基準）	30 パーセント以下※8 DSS 機能具備※5	30 パーセント以下※8

※1 GT および GTCC については負荷制限設定値までの上げ余裕値が定格出力の 5 パーセント以上その他の発電機については定格出力の 3 パーセント以上を確保。定格出力付近などの要件を満たせない出力帯について別途協議。

※2 定格出力付近のオーバーシュート防止や低出力帯での安定運転により要件を満たせな

い場合には別途協議。

※3 気化ガス（BOG）処理などにより最低出力を満たせない場合には別途協議。

※4 EDC/LFC 指令で制御可能な最低出力。停止により対応をする発電設備の場合は，この限りではない。

※5 日間起動停止運転（DSS）は，発電機解列～並列まで 8 時間以内で可能なこと。

※6 地域資源バイオマス発電設備を除く。

※7 記載の秒数は目安値とし，可能な限り早期に出力変化開始し，出力変化完了すること。

※8 51（需給バランス制約による発電設備等の出力の抑制）による。

また，周波数調整機能に必要な受信信号（EDC・LFC 指令値，EDC・LFC 運転指令，運転可能出力帯（バンド）指令）を受信する機能および，必要な送信信号（現在出力，可能最大発電出力〔GT および GTCC のみ。〕，EDC・LFC 使用/除外，GF 使用/除外，周波数調整機能故障）を送信する機能を具備していただきます。

ロ　揚水発電設備（発電方向）

(ｲ) ガバナフリー運転

水車の調速機（ガバナ）を系統周波数の変動に応じて発電機出力を変化させるように運転（ガバナフリー運転）する機能を具備すること。

(ﾛ) LFC（Load Frequency Control：負荷周波数制御）機能

当社からの LFC 信号に追従し，発電機出力を変動させる機能を具備すること。

(ﾊ) 周波数変動補償機能

標準周波数から当社が指定する閾値を超えた場合，系統の周波数変動により，ガバナで調整した出力を発電所の自動出力制御装置が，出力指令値に引き戻すことがないように，ガバナによる出力変動相当を出力指令値に加算する機能を具備すること。ただし，同等の機能を有する場合は省略することができます。

(ﾆ) EDC（Economic load Dispatching Control：経済負荷配分制御）機能

当社からの出力指令値に発電機出力を自動追従制御する機能を具備すること。具体的な発電設備の性能は，次のとおりです。ただし，系統の電源構成の状況等，必要に応じて別途協議をさせていただきます。

	発電機定格出力	10 メガワット以上
機能・仕様等	GF 調定率	5 パーセント以下
	GF 幅	最低～定格出力
	GF 制御応答性	2 秒以内に出力変化開始，10 秒以内に変化量を完了 （定格出力の 5 パーセント到達にて出力変化の完了とする） ※1, ※2
	LFC 幅	最低～定格出力※1
	LFC 変化速度	10 パーセント/分以上（定格出力基準）
	LFC 制御応答性	10 秒以内に出力変化開始※2, ※3
	EDC 変化速度	10 パーセント/分以上（定格出力基準）
	EDC 制御応答性	10 秒以内に出力変化開始※2, ※3
	EDC+LFC 変化速度	10 パーセント/分以上（定格出力基準）

※1　水路系の影響により制約が発生する場合は別途協議。

※2　記載の秒数は目安値とし，可能な限り早期に出力変化開始し，出力変化完了すること。

※3　慣性モーメントが大きい発電機は個別協議。

また，周波数調整機能に必要な受信信号（EDC・LFC 指令値，EDC・LFC 運転指令）を受信する機能および，必要な送信信号（現在出力，EDC・LFC 使用/除外，周波数調整機能故障）を送信する機能を具備していただきます。

(3) 早期再並列のための機能

定格出力の合計が 400 メガワット以上の火力（GTCC）発電設備については，送電系統の停電解消後，早期に再並列するために必要な装置を設置，または機能を具備していただきます。

(4) 電圧調整のための機能

イ　275,000 ボルト以上の系統に連系する発電設備等は，当社が指定する電圧，無効電力または力率に応じて運転可能な機能を具備し，有効電力に応じて出力可能な範囲で無効電力を調整できるようにしていただきます。

ロ　受電電圧が 154,000 ボルト以下の発電者の発電設備等でも，必要により，上記(a)と同じ機能を具備していただくことがあります。

ハ　受電電圧が 500,000 ボルト以上の発電者の発電機には，送電電圧制御励磁装置（PSVR）もしくはこれに準ずる装置を設置していただきます。受電電圧が 275,000 ボルト以下の発電者の発電機でも，系統電圧を適正に維持するために必要な場合

は,PSVR もしくはこれに準ずる装置を設置していただくことがあります。(なお，PSVR とは，昇圧用変圧器の高圧側電圧を一定値に制御する装置で，Power System Voltage Regulator のことをいいます。)

62 中性点接地装置の付加と電磁誘導障害防止対策の実施

中性点の接地が必要な場合は，昇圧用変圧器の中性点に接地装置を設置していただきます。また，中性点接地装置の設置により，当社の系統において電磁誘導障害防止対策および地中ケーブルの防護対策の強化等が必要となった場合には，適切な対策を講じていただきます。

(1) 154,000 ボルト以下の系統に連系する場合は，必要に応じて昇圧用変圧器の中性点に中性点接地装置（抵抗接地方式）を設置すること。

(2) 275,000 ボルト以上の系統に連系する場合は，昇圧用変圧器の中性点を直接接地すること。

63 直流流出防止変圧器の設置

逆変換装置を用いて発電設備等を連系する場合は，逆変換装置から直流が系統へ流出することを防止するために，受電地点と逆変換装置との間に変圧器（単巻変圧器を除きます。）を設置していただきます。

ただし，次のすべての条件に適合する場合は，変圧器の設置を省略することができます。

(1) 逆変換装置の交流出力側で直流を検出し，交流出力を停止する機能を有すること。

(2) 逆変換装置の直流回路が非接地であること，または逆変換装置に高周波変圧器を用いていること。

なお，設置する変圧器は，直流流出防止専用である必要はありません。

64 電 圧 変 動

(1) 常時電圧変動対策

発電設備等の連系による電圧変動は，常時電圧の概ね±1～2 パーセント以内を適正値とし，この範囲を逸脱しないよう，自動電圧調整装置（AVR）の設置等により，自動的に電圧を調整していただきます。

(2) 瞬時電圧変動対策

発電設備等の並解列時において，瞬時的に発生する電圧変動に対しても，常時電圧の±2 パーセントを目安に適正な範囲内に瞬時電圧変動を抑制していただきます。

イ　同期発電機を用いる場合は，制動巻線付きのもの（制動巻線を有しているものと同等以上の乱調防止効果を有する制動巻線付きでない同期発電機を含みます。）とするとともに自動同期検定装置を設置すること。

ロ　二次励磁制御巻線型誘導発電機を用いる場合には，自動同期検定機能を有するものを用いること。

ハ　誘導発電機を用いる場合で，並列時の瞬時電圧低下により系統の電圧が常時電圧から±2 パーセント程度を超えて逸脱するおそれがあるときは，限流リアクトル等を設置すること。なお，これにより対応できない場合には，同期発電機を用いる等の対策をすること。

ニ　自励式の逆変換装置を用いる場合は，自動的に同期が取れる機能を有するものを用いること。

ホ　他励式の逆変換装置を用いる場合で，並列時の瞬時電圧低下により系統の電圧が適正値（常時電圧の 2 パーセントを目安とします。）を逸脱するおそれがあるときは，限流リアクトル等を設置すること。なお，これにより対応できない場合には，自励式の逆変換装置を用いること。

ヘ　発電設備等の出力変動や頻繁な並解列による電圧変動により他者に電圧フリッカ等の影響を及ぼすおそれがあるとき，適正値を逸脱するおそれがあるときには，次に示す電圧変動の抑制や並解列の頻度を低減する対策を行なうこと。

① 風力発電設備等の頻繁な並解列により電圧フリッカが適正値を逸脱するおそれがあるときには，SVC の設置やサイリスタ等によるソフトスタート機能を有する装置を用いること。

② 風力発電設備等の出力変動により電圧フリッカが適正値を逸脱するおそれがあるときには，SVC などを設置すること。

［対策要否の判定基準例］

受電点における電圧フリッカレベル（ΔV10）を 0.45 ボルト以下（当該設備のみの場合は，0.23 ボルト以下）に維持すること。

(3) そ　の　他

連系用変圧器加圧時の励磁突入電流による瞬時電圧低下により，系統の電圧が常時電圧から 10 パーセントを超えて逸脱するおそれがあるときは，その抑制対策を実施していただきます。

65　出力変動対策

再生可能エネルギー発電設備を連系する場合であって，出力変動により他者に影響を及ぼすおそれがあるときは，出力変化率制限機能の具備等の対策を行なっていただきます。

(1) 太陽光発電設備の場合

発電に必要な自然エネルギーが得られる状況において，系統周波数が上昇または低下し適正値を逸脱するおそれがある場合は，発電設備の出力を調定率に応じて自動的に出力変化すること。

(2) 風力発電設備の場合

イ　発電に必要な自然エネルギーが得られる状況において，連系点での 5 分間の最大変動幅が発電所設備容量の 10 パーセント以下となるよう対策を行なうこと。

なお，ウィンドファームコントローラを有しない小規模発電所については，対策を

別途協議させていただきます。

ロ　高風速時にカットアウトが予想される場合は，即座に停止しないよう，ストーム制御機能を具備する等の対策を行なうこと，また，カットインが予想される場合は，徐々に出力を上昇するよう対策を行なうこと。

ハ　発電に必要な自然エネルギーが得られる状況において，系統周波数が上昇または低下し適正値を逸脱するおそれがある場合は，発電設備の出力を調定率に応じて自動的に出力変化すること。

なお，具体的な発電設備の性能は，次の範囲で当社から指定する値といたします。ただし，系統の電源構成の状況等，必要に応じて別途協議させていただきます。

機能・仕様等	定格出力合計	10 メガワット以上
		太陽光発電設備または風力発電設備
	調定率	2～5 パーセント
	制御応答性	2 秒以内に出力変化開始，10 秒以内に変化量を完了 （出力変化量の 50 パーセント到達にて出力変化の完了とする）
	不感帯	±0.2 ヘルツ以下
	リザーブ量 （出力変化幅）※	0～10 パーセント（定格出力基準）

※リザーブ量は系統周波数低下時の出力増加対応として，発電出力の抑制時に使用可能なこと。

66　短絡・地絡電流対策

発電設備等の連系により系統の短絡・地絡電流が他者の遮断器の遮断容量等を上回るおそれがある場合は，短絡・地絡電流を制限する装置（限流リアクトル等）を設置していただきます。

これにより対応できない場合には，短絡容量対策について個別に検討・協議させていただきます。

67　発電機定数・諸元

連系系統，電圧階級によっては，発電機の安定運転対策や短絡・地絡電流抑制対策，慣性低下対策等の面から，発電機定数を当社から指定させていただく場合があります。また，当社の求めに応じて，次の諸元を提出していただきます。

電源種	設備	諸元
共通	発電プラント	定格容量，定格出力，台数，定格電圧
		最低出力
		所内負荷（定格，最低）
		力率（定格，運転可能範囲）
		運転可能周波数の範囲，運転継続時間
		単線結線図，系統並解列箇所
		発電プラントモデル（原動機の種類，発電機の種類）
		電気所監視制御方式
	構内設備	自家消費電力の最大値，最小値
		総合負荷力率
		電動機容量（高圧・低圧）
		電灯容量
		高調波発生機器と高調波対策資料
		電圧フリッカの発生源と対策設備資料
	受電用変圧器，連系用変圧器	定格（定格容量，定格電圧）
		インピーダンス（タップ電圧毎，変圧器定格容量ベース）
		励磁特性曲線
		制御方式，整定値
	調相設備	定格容量，台数
		制御方式，整定値
	アクセス線・構内線路	インピーダンス，アドミタンス
	遮断器	定格（遮断電流，遮断時間）
		自動同期検定装置の有無
	保護装置	設置要素
		仕様
		設置場所
		設置相数
		解列箇所
		整定範囲
		整定値
		CT 比，VT 比
		シーケンスブロック
		送電線再閉路方式
	記録	電気現象記録装置
誘導機	発電プラント	拘束リアクタンス

電源種	設備	諸元
		限流リアクトル容量
		限時リアクトルインピーダンス
		慣性定数
		定格すべり
		等価回路定数
同期機	発電プラント	各種内部リアクタンス（飽和値，不飽和値）
		各種短絡時定数・開路時定数
		慣性定数（発電機＋タービン）
		制動巻線の有無
		飽和特性
		可能出力曲線
		発電機軸モデル
		発電機プラントモデル，モデル構築に必要なプラント，制御系の各種定数（ボイラ，タービン，水車等）
		並解列所要時間（平常時，事故時）
	制御装置	ガバナ系ブロック（調定率，GF 幅，CV，ICV モデルを含みます。）
		LFC・発電機出力制御ブロック
		EDC 変化速度（出力毎）
		LFC 幅・変化速度（出力毎）
		出力キープタイム（出力毎，上げ下げ）
		励磁装置の形式（直流・交流・サイリスタ・他） 応答速度（超速応励磁か否か）
		励磁系ブロック（AVR，PSS，PSVR）
		FRT 要件の適用有無
		過励磁保護 59V/F ブロック
		OEL，UEL ブロック
水力	発電プラント 制御装置	揚水待機・開始所要時間
		上ダム・下ダム運用可能水位
		電水比（kW/(m^3/s)）
逆変換装置	発電プラント制御装置	メーカ，型式
		単独運転検出方式，整定値
		逆変換装置の容量
		通電電流制限値
		系統事故時の力率制御時間

電源種	設備	諸元
		三相事故時の事故電流（大きさ，供給時間）
		一，二相事故時の事故電流（大きさ，供給時間）
		FRT 要件の適用有無
		無効電力制御方式，整定値
		慣性力供給能力
太陽光	発電プラント 制御装置	発電機・制御モデル，モデルの各種定数
風力	発電プラント 制御装置	周波数調定率設定可能範囲，不感帯設定可能範囲
		発電機の出力特性
		出力変動対策の方法
		蓄電池，ウィンドファームコントローラの有無
		発電機・制御モデル，モデルの各種定数
蓄電池	発電プラント	蓄電容量
二 次 励磁機	発電プラント	拘束リアクタンス

また，必要に応じて，記載されていない諸元等，最新の諸元等を提供していただくことがあります。

68 昇圧用変圧器

連系系統や電圧階級によっては，短絡・地絡電流抑制対策，安定度維持対策，送電線保護リレー協調などの面から，昇圧用変圧器のインピーダンス等を当社から指定させていただく場合があります。また，無電圧タップ切替器の仕様（タップ数，電圧値，調整幅等）などを指定させていただく場合があります。

69 連 絡 体 制

(1) 発電者の構内事故および系統側の事故等により，連系用遮断器が動作した場合等（サイバー攻撃により設備異常が発生し，または発生するおそれがある場合を含みます。）には，当社の給電制御所等と発電者との間で迅速かつ的確な情報連絡を行ない，速やかに必要な措置を講ずる必要があります。このため，当社の給電制御所等と発電者の技術員駐在箇所等との間には，保安通信用電話設備（専用保安通信用電話設備または電気通信事業者の専用回線電話）を設置していただきます。ただし，保安通信用電話設備は，33,000 ボルト以下の特別高圧電線路と連系する場合には，次のうちのいずれかを用いることができます。

イ　専用保安通信用電話設備

ロ　電気通信事業者の専用回線電話

ハ　次の条件を全て満たす場合においては，一般加入電話または携帯電話

(ｲ) 発電者側の交換機を介さず直接技術員との通話が可能な方式（交換機を介する代表番号方式ではなく，直接技術員駐在箇所へつながる単番方式）とし，発電設備等の保守監視場所に常時設置されていること。

(ﾛ) 話中の場合に割り込みが可能な方式（キャッチホン等）であること。

(ﾊ) 停電時においても通話可能なものであること。

(ﾆ) 災害時等において当社の給電制御所等と連絡が取れない場合には，当社の給電制御所等との連絡が取れるまでの間発電設備等の解列または運転を停止すること。また，保安規程上明記されていること。

(2) 特別高圧電線路と連系する場合には，当社の給電制御所等と発電者との間に，必要に応じ，系統運用上等必要な情報が相互に交換できるようスーパービジョンおよびテレメータを設置していただきます。この場合，収集する情報は，原則として次のとおりといたします。

情報種別	情報内容
スーパービジョン	発電機並列用遮断器の開閉状態※1
	連系用遮断器の開閉状態
	連系用断路器の開閉状態
	母線側断路器の開閉状態（設備構成による）
	変圧器遮断器の開閉状態（設備構成による）
	変圧器断路器の開閉状態（設備構成による）
	母線連絡遮断器の開閉状態（設備構成による）
	母線連絡断路器の開閉状態（設備構成による）
	連系送電線用接地開閉器の開閉状態
	連系用遮断器を開放する線路保護リレーの動作状態
	線路保護リレーの切替開閉器の状態
	母線保護リレーの動作状態
	母線保護リレーの切替開閉器の状態
	電圧・無効電力の制御モード
テレメータ	発電機の有効電力
	発電機の無効電力
	連系する母線（引込口母線）の電圧
	引込口（受電地点）の有効電力
	引込口（受電地点）の無効電力
	引込口の有効電力量（送電，受電）
	代表風車地点の風向・風速※2
	発電最大能力値※3（風力発電設備の場合）
その他	連系用変圧器のタップ位置

※1　慣性把握のため，系統に慣性を供給できる同期発電機は，最小単位の発電設備 1 台毎に設置すること。

※2　ナセルで計測する風向・風速

※3　運転可能な発電設備の定格出力（出力制約がある場合は可能な範囲でそれを考慮）の合計。ただし，困難な場合は運転可能な発電設備の台数。

70　電気現象記録装置

発電設備等の挙動等を正確に把握するため，短い周期で時刻同期のとれた電圧，電流，電力などの計測値を連続的に記録し，当社の給電制御所等へ伝送する電気現象記録装置（自動オシロ装置，高調波監視記録装置等を含みます。）を設置していただくことがあります。

71　サイバーセキュリティ対策

事業用電気工作物（発電事業の用に供するものに限ります。）は，電気事業法にもとづき，「電力制御システムセキュリティガイドライン」に準拠した対策を講じていただきます。

自家用電気工作物（発電事業の用に供するものおよび小規模事業用電気工作物を除きます。）に係る遠隔監視システムおよび制御システムは，「自家用電気工作物に係るサイバーセキュリティの確保に関するガイドライン」に準拠した対策を講じていただきます。

上記以外の発電設備等については，サイバー攻撃による発電設備等の異常動作を防止し，または発電設備等がサイバー攻撃を受けた場合に速やかな異常の除去，影響範囲の局限化などを行なうために次のとおり，適切なサイバーセキュリティ対策を講じていただきます。

(1) 外部ネットワークや他ネットワークを通じた発電設備等の制御に係るシステムへの影響を最小化するための対策を講じること。

(2) 発電設備等の制御に係るシステムには，マルウェアの侵入防止対策を講じること。

(3) 発電設備等に関し，セキュリティ管理責任者を設置すること。

Ⅴ　需要者の系統連系技術要件（低圧）

72　力率の保持

(1) 需要者は，需要場所において，電灯または小型機器を使用する供給地点の力率は，原則として，90 パーセント以上，その他の機器を使用する供給地点については 85 パーセント以上に保持していただきます。

(2) 進相用コンデンサを取り付ける場合は，それぞれの電気機器ごとに取り付けていただきます。ただし，やむをえない事情によって，2 以上の電気機器に対して一括して取り付ける場合は，進相用コンデンサの開放により，軽負荷時の力率が進み力率とならないようにしていただきます。

なお，進相用コンデンサは，託送供給等約款別表 13（進相用コンデンサ取付容量基準）を基準として取り付けていただきます。

73　保護装置の設置

需要者は，次の原因で他者の電気の使用を妨害し，もしくは妨害するおそれがある場合，または当社もしくは他の電気事業者の電気工作物に支障を及ぼし，もしくは支障を及ぼすおそれがあるときには，必要な調整装置または保護装置を需要場所に施設していただくなどの対策を講じていただきます。

(1) 負荷の特性によって各相間の負荷が著しく平衡を欠く場合

(2) 負荷の特性によって電圧または周波数が著しく変動する場合

(3) 負荷の特性によって波形に著しいひずみを生ずる場合

(4) 著しい高周波または高調波を発生する場合

(5) その他(1)，(2)，(3)または(4)に準ずる場合

74　そ　の　他

需要者が需要場所において発電設備を系統に連系する場合の技術要件は，原則として，Ⅱ（発電者の系統連系技術要件〔低圧〕）に準じていただきます。

なお，逆潮流がない場合は，逆変換装置を用いた発電設備以外であっても連系することができます。

Ⅵ　需要者の系統連系技術要件（高圧）

75　力　　率

供給地点における力率は，原則として系統から見て遅れ 85 パーセント以上とするとともに，系統から見て進み力率とならないようにしていただきます。

76　高調波対策の実施

高調波発生機器を用いた電気設備を使用することにより，系統に高調波電流を流出する場合は，その高調波電流を抑制するため，次の要件に従っていただきます。

(1) 対象となる負荷設備

イ　使用する高調波発生機器の容量を 6 パルス変換容量に換算し，それぞれの機器の換算容量を総和したもの（以下「等価容量」といいます。）を供給地点毎に計算いたします。計算された等価容量が 50 キロボルトアンペアを超える場合，本要件の対象となります。なお，等価容量については，接続供給契約の申込み時に当社にその値を文書により通知していただきます。

ロ　上記イの等価容量を算出する場合に対象とする高調波発生機器は，300 ボルト以下の商用電源系統に接続して使用する定格電流 20 アンペア/相以下の電気・電子（家電・汎用品）以外の機器といたします。

ハ　需要者が，上記イに該当する高調波発生機器を新設・増設または更新する等によって新たに本要件に該当することになる場合においても適用いたします。

(2) 高調波流出電流の算出

(1)に該当した需要者は，系統に流出する高調波電流の算出を次のとおり実施していただきます。

イ　高調波流出電流は，高調波発生機器毎の定格運転状態において発生する高調波電流を合計し，これに高調波発生機器の最大の稼働率を乗じたものといたします。

ロ　高調波流出電流は，高調波の次数毎に合計するものといたします。

ハ　対象とする高調波の次数は 40 次以下といたします。

ニ　需要場所に高調波流出電流を低減する設備がある場合は，その低減効果を考慮することができるものといたします。

(3) 高調波流出電流の上限値

需要場所から系統に流出する高調波流出電流の許容される上限値は，高調波の次数毎に下表に示す供給地点の契約電力 1 キロワット当たりの高調波流出電流の上限値に当該供給地点の契約電力（キロワットを単位といたします。）を乗じた値といたします。この場合の「契約電力」は，供給地点における負荷設備の最大稼動時の電力をいいます。

（単位：ミリアンペア/キロワット）

5次	7次	11次	13次	17次	19次	23次	23次超過
3.5	2.5	1.6	1.3	1.0	0.90	0.76	0.70

(4) 高調波流出電流の抑制対策の実施

需要者は，上記(2)の高調波流出電流が，上記(3)の高調波流出電流の上限値を超える場合には，高調波流出電流を高調波流出電流の上限値以下となるよう必要な対策を実施していただきます。

77 保護協調の実施

需要者は，需要場所における負荷設備，構内設備または系統の事故時において，事故の除去，事故範囲の局限化等を行なうために，負荷設備が連系する系統の保護装置と協調を図り，次のとおり保護協調を実施していただきます。

(1) 連系する系統以外の系統で事故が発生した場合には，系統から負荷設備が遮断されないこと。

(2) 需要場所における負荷設備または構内設備の事故が発生した場合には，これにともなう影響を連系する系統へ波及させないため，負荷設備または構内設備を当該系統から遮断すること。

78 保護装置の設置

需要者は，負荷設備を系統に連系する場合は，系統の保護のため，需要場所における構内設備の短絡事故または地絡事故を検出することができる保護装置を設置していただきます。

79 保護装置の設置場所

保護装置は，供給地点または故障の検出が可能な場所に設置していただきます。

80 遮 断 箇 所

遮断箇所は，系統から需要場所の負荷設備を遮断することができ，かつ，事故を除去できる箇所としていただきます。

81 電圧等の安定保持対策

受電用変圧器加圧時の励磁突入電流による瞬時電圧低下により，系統の電圧が常時電圧から 10 パーセントを超えて逸脱するおそれがあるときは，その抑制対策を実施していただきます。なお，負荷等の特性によって各相間の負荷が著しく平衡を欠く場合，または周波数が著しく変動する等の理由により，他社の電気の使用に影響を及ぼす，もしくは影響を及ぼすおそれがある場合には，その抑制対策を実施していただきます。

82　サイバーセキュリティ対策

自家用電気工作物（発電事業の用に供するものを除きます。）に係る遠隔監視システムおよび制御システムは，「自家用電気工作物に係るサイバーセキュリティの確保に関するガイドライン」に準拠した対策を講じていただきます。

83　そ　の　他

需要者が需要場所において発電設備を系統に連系する場合の技術要件は，原則として，Ⅲ（発電者の系統連系技術要件〔高圧〕）に準じていただきます。

Ⅶ　需要者の系統連系技術要件（特別高圧）

84　力　　率

供給地点における力率は，原則として系統から見て遅れ 85 パーセント以上とするとともに，系統から見て進み力率にならないようにしていただきます。

85　保護協調の実施

需要者は，需要場所における連系用遮断器より構内側（以下，この章において「構内」といいます。）の事故時および系統の事故時において，事故の除去，事故範囲の局限化などを行なうために，負荷設備が連系する系統の保護装置と協調を図り，次のとおり保護協調を実施していただきます。

なお，発電設備を連系する場合には，上記に加え 53（不要解列の防止）に準じた対策も実施していただきます。

(1) 連系された系統に事故が発生した場合で，系統保護方式に応じて必要なときには，当該系統から構内を遮断すること。

(2) 構内に事故が発生した場合には，これに伴う影響を連系する系統へ波及させないため，構内を当該系統から遮断すること。

86　保護装置の設置

需要者は，系統および構内の保護のため，次のとおり保護リレーを設置していただきます。

なお，発電設備を連系する場合には，上記に加え 54（保護装置の設置）に準じた対策も実施していただきます。

(1) 154,000 ボルト以上の系統に連系する場合で，系統の保護方式が電流差動リレー方式または方向比較リレー方式のときには，原則として当社が採用する仕様と同じ保護リレーおよび必要な通信設備を設置すること。

なお，154,000 ボルトの系統へ連系する場合は，原則として系統保護リレーを 1 系列，275,000 ボルト以上の系統へ連系する場合は，系統保護リレーを 2 系列設置すること。

(2) 構内の短絡および地絡事故時の保護のため，次により供給地点などに保護リレーを設置すること。

イ　構内の短絡事故時の保護のため，過電流リレー（限時および瞬時）を設置すること。ただし，当該リレーが有効に機能しない場合には，短絡方向距離リレーを設置すること。

ロ　構内の地絡事故時の保護のため，275,000 ボルト以上の系統に連系する場合には地絡方向距離リレーを設置すること。また，154,000 ボルト以下の系統に連系する場合には地絡過電流リレーを設置すること。ただし，当該リレーが有効に機能しない場合には地絡方向リレーを設置すること。

なお，275,000 ボルト以上の系統に連系するときや，安定度上問題がある箇所については，母線保護リレー装置を設置していただく場合があります。

87　保護装置の設置場所および設置相数

(1) 保護装置は，供給地点または故障の検出が可能な場所に設置していただきます。

(2) 保護リレーの設置相数は，次のとおりとしていただきます。

イ　地絡方向リレー，地絡検出用電流差動リレー，地絡検出用方向比較リレー，地絡検出用回線選択リレー，地絡過電流リレーは零相回路に設置すること。

ロ　周波数低下リレー，周波数上昇リレー，逆電力リレーは 1 相設置とすること。

ハ　不足電力リレー，過電流リレーは 2 相設置とすること。

ニ　短絡検出・地絡検出兼用電流差動リレー，短絡検出用電流差動リレー，短絡検出用方向比較リレー，短絡方向距離リレー，短絡検出用回線選択リレー，地絡方向距離リレーは 3 相設置とすること。

88　解 列 箇 所

解列箇所は，保護装置が動作した場合に系統から構内を解列し，事故を除去することができる受電用遮断器としていただきます。

また，発電設備を連系する場合には，上記に加え 57（解列箇所）に準じた対策も実施していただきます。

なお，母線保護リレー装置が動作した場合には，同一母線に接続された送電線および連系用変圧器などをすべて遮断していただきます。

89　線路無電圧確認装置の設置

需要者が発電設備を連系する場合には，60（線路無電圧確認装置の設置）に準じていただきます。

90　電力品質対策の実施

負荷設備を電力系統へ連系することにより，電圧変動および高調波電流などの特異現象が過大になると，電力系統ならびに他の需要者の各種機器に対し，過熱焼損，振動を与え，その正常動作に影響を及ぼす他，他者の電気工作物に支障を及ぼすため，適切な防止対策を実施していただきます。

(1) 電 圧 変 動

電圧変動対策については，64（電圧変動）に準じていただきます。

(2) 高　調　波

高調波発生機器を用いた電気設備を使用することにより，系統に高調波電流を流出する場合は，その高調波電流を抑制するため，次の要件にしたがっていただきます。

イ　対象となる需要者

(ｲ) 対象となる需要者は，次のいずれかに該当する需要者（以下「特定需要者」といいます。）といたします。

a　22,000 ボルトまたは 33,000 ボルトの系統から受電する需要者であって，その施設する高調波発生機器の種類毎の高調波発生率を考慮した容量（以下「等価容量」といいます。）の合計が 300 キロボルトアンペアを超える需要者

b　66,000 ボルト以上の系統から受電する需要者であって，等価容量の合計が 2,000 キロボルトアンペアを超える需要者

(ﾛ) 上記(ｲ)の等価容量を算出する場合に対象とする高調波発生機器は，300 ボルト以下の商用電源系統に接続して使用する定格電流 20 アンペア／相以下の電気・電子機器以外の機器といたします。

(ﾊ) 特定需要者が，上記(ﾛ)に該当する高調波発生機器を新設，増設または更新する場合等に適用いたします。

なお，上記(ﾛ)に該当する高調波発生機器を新設，増設または更新する等によって特定需要者に該当することになる場合においても適用いたします。

ロ　高調波流出電流の算出

特定需要者から系統に流出する高調波流出電流の算出は次によるものといたします。

(ｲ) 高調波流出電流は，高調波発生機器毎の定格運転状態において発生する高調波電流を合計し，これに高調波発生機器の最大の稼働率を乗じたものといたします。

(ﾛ) 高調波流出電流は，高調波の次数毎に合計するものといたします。

(ﾊ) 対象とする高調波の次数は 40 次以下といたします。

(ﾆ) 特定需要者の構内に高調波流出電流を低減する設備がある場合は，その低減効果を考慮することができるものといたします。

ハ　高調波流出電流の上限値

特定需要者から系統に流出する高調波流出電流の許容される上限値は，高調波の次数毎に，次表に示す需要者の契約電力 1 キロワット当たりの高調波流出電流の上限値に当該需要者の契約電力（キロワット単位といたします。）を乗じた値といたします。

（単位：ﾐﾘｱﾝﾍﾟｱ/ｷﾛﾜｯﾄ）

連系電圧	5 次	7 次	11 次	13 次	17 次	19 次	23 次	23 次超過
22 ｷﾛﾎﾞﾙﾄ	1.8	1.3	0.82	0.69	0.53	0.47	0.39	0.36
33 ｷﾛﾎﾞﾙﾄ	1.2	0.86	0.55	0.46	0.35	0.32	0.26	0.24
66 ｷﾛﾎﾞﾙﾄ	0.59	0.42	0.27	0.23	0.17	0.16	0.13	0.12
154 ｷﾛﾎﾞﾙﾄ	0.25	0.18	0.11	0.09	0.07	0.06	0.05	0.05
275 ｷﾛﾎﾞﾙﾄ	0.14	0.10	0.06	0.05	0.04	0.03	0.03	0.02

ニ　高調波流出電流の抑制対策の実施

特定需要者は，上記ロの高調波流出電流が，上記ハの高調波流出電流の上限値を超える場合には，高調波流出電流を高調波流出電流の上限値以下となるよう必要な対策を講じていただきます。

(3) 電圧フリッカ

人間の目は，光のちらつきの周波数が 10 ヘルツの時に最も敏感に感じるため，電圧フリッカの大きさは，変動周期を全て 10 ヘルツに換算したΔＶ10 を使用するものといたします。

電圧フリッカの許容上限値は，専用線で供給する場合はその供給変電所母線，一般線で供給する場合は供給地点で，以下のとおりといたします。

ΔＶ10 メーターで 4 番目最大 0.45 ボルト

(4) 電圧不平衡

電圧不平衡率の許容上限値は，受電地点で 3 パーセントとするものといたします。

(5) 周波数の安定保持

負荷設備の特性によって周波数が著しく変動することにより，他者の電気の使用を妨害し，もしくは妨害するおそれがある場合，速やかに協議の上，その防止対策を実施していただきます。

91　保安通信電話の設置

需要者と当社給電指令機関との間には，保安通信用電話設備を設置していただきます。

92　給電情報伝送装置の設置

系統運用上必要な情報を確実に収集するために，原則として，次のスーパービジョンおよびテレメータを設置させていただきます。

(1) スーパービジョン

連系用遮断器，連系用断路器ならびに連系用送電線用接地開閉器の開閉状態

(2) テレメータ

引込口の有効電力量

93　サイバーセキュリティ対策

自家用電気工作物（発電事業の用に供するものおよび小規模事業用電気工作物を除きます。）に係る遠隔監視システムおよび制御システムは，「自家用電気工作物に係るサイバーセキュリティの確保に関するガイドライン」に準拠した対策を講じていただきます。

電気事業法施行規則第 19 条第 2 項の規定に
基づく添付書類

1　変更を必要とする理由

2　託送供給等約款の変更の内容および新旧比較表

3　工事に関する費用の負担に関する算出の根拠および決定の方法に関する説明書

1　変更を必要とする理由

変更を必要とする理由

このたび当社は，第 52 回総合資源エネルギー調査会省エネルギー・新エネルギー分科会／電力・ガス事業分科会再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会(2023 年 6 月 21 日開催)において，混雑緩和希望者提起による系統増強プロセス（以下「混雑緩和プロセス」といいます。）における費用負担について，系統増強を希望した発電事業者の負担を基本としたうえで，混雑緩和プロセスによる系統増強が一般送配電事業者の計画している設備更新と同調できるなど，一般送配電事業者の受益と評価できる部分については，一般負担として控除する整理がなされたことおよび第 69 回広域系統整備委員会（2023 年 8 月 9 日開催）において，混雑緩和プロセスにかかる手続き，開始検討料やプロセス参加者に求める保証金について，従来の一括検討プロセスと同等に設定する整理がなされたことを踏まえ，当該内容を供給条件に反映するべく，託送供給等約款を変更することといたしました。

また，第 72 回総合資源エネルギー調査会電力・ガス事業分科会電力・ガス基本政策小委員会（2024 年 3 月 29 日開催）において，2025 年 4 月 1 日までに災害時の特別な措置を託送供給等約款等において規定する整理がなされたことを踏まえ，当該内容を供給条件に反映するべく，託送供給等約款を変更することといたしました。

つきましては，電気事業法第 18 条第 1 項の規定にもとづき，ここに託送供給等約款の変更を申請する次第であります。

2　託送供給等約款の変更の内容および新旧比較表

託送供給等約款の変更の内容

託送供給等約款の変更につきましては，混雑緩和プロセスにおける費用負担等について整理がなされたこと，災害時の特別な措置を託送供給等約款に規定する整理がなされたことを踏まえ，必要となる変更を行なうとともに，その他の今日的見直しをいたしました。

託送供給等約款　新旧比較表

託送供給等約款　2024年10月1日実施	託送供給等約款　2025年4月1日実施
託 送 供 給 等 約 款	託 送 供 給 等 約 款
~~2024~~年~~10~~月1日　実 施	2025年4月1日　実 施
東北電力ネットワーク株式会社	東北電力ネットワーク株式会社

託送供給等約款　新旧比較表

託送供給等約款　2024年10月1日実施	託送供給等約款　2025年4月1日実施

託送供給等約款

目　　次

Ⅰ　総　　則

1　適　　用……1
2　託送供給等約款の~~届出~~および変更……1
3　定　　義……2
4　代表契約者の選任……6
5　託送供給等に関する取扱い……6
6　単位および端数処理……6
7　実施細目……7

Ⅱ　契約の申込み

8　契約の要件……8
9　検討および契約の申込み……11
10　契約の成立および契約期間……17
11　託送供給等の開始……17
12　供給準備その他必要な手続きのための協力……18
13　電気方式，電圧および周波数……18
14　発電場所および需要場所……19
15　供給および契約の単位……21
16　承諾の限界……23
17　契約書の作成……24

Ⅲ　料　　金

18　料　　金……25
19　接続送電サービス……26
20　臨時接続送電サービス……45
21　予備送電サービス……52
22　系統連系受電サービス……54
23　発電量調整受電計画差対応電力……57
24　接続対象計画差対応電力……58
25　需要抑制量調整受電計画差対応電力……~~58~~
26　給電指令時補給電力……59

Ⅳ　料金の算定および支払い

27　料金の適用開始の時期……61
28　検　針　日……61
29　料金の算定期間……62
30　計　　量……63
31　電力および電力量の算定……64
32　損　失　率……78
33　料金の算定……79

託送供給等約款

目　　次

Ⅰ　総　　則

1　適　　用……1
2　託送供給等約款の認可および変更……1
3　定　　義……2
4　代表契約者の選任……6
5　託送供給等に関する取扱い……6
6　単位および端数処理……6
7　実施細目……7

Ⅱ　契約の申込み

8　契約の要件……8
9　検討および契約の申込み……11
10　契約の成立および契約期間……17
11　託送供給等の開始……17
12　供給準備その他必要な手続きのための協力……18
13　電気方式，電圧および周波数……18
14　発電場所および需要場所……19
15　供給および契約の単位……21
16　承諾の限界……23
17　契約書の作成……24

Ⅲ　料　　金

18　料　　金……25
19　接続送電サービス……26
20　臨時接続送電サービス……45
21　予備送電サービス……52
22　系統連系受電サービス……54
23　発電量調整受電計画差対応電力……57
24　接続対象計画差対応電力……58
25　需要抑制量調整受電計画差対応電力……59
26　給電指令時補給電力……59

Ⅳ　料金の算定および支払い

27　料金の適用開始の時期……61
28　検　針　日……61
29　料金の算定期間……62
30　計　　量……63
31　電力および電力量の算定……64
32　損　失　率……78
33　料金の算定……79

託送供給等約款　新旧比較表

託送供給等約款　2024年10月1日実施	託送供給等約款　2025年4月1日実施
34　支払義務の発生および支払期日……82	34　支払義務の発生および支払期日……82
35　料金その他の支払方法……83	35　料金その他の支払方法……83
36　保　証　金……85	36　保　証　金……85
37　連 帯 責 任……87	37　連 帯 責 任……87
Ⅴ　供　　給	**Ⅴ　供　　給**
38　託送供給等の実施……88	38　託送供給等の実施……88
39　給電指令の実施等……90	39　給電指令の実施等……90
40　適正契約の保持等……~~93~~	40　適正契約の保持等……92
41　契約超過金……~~94~~	41　契約超過金……92
42　力率の保持……~~96~~	42　力率の保持……95
43　発電場所および需要場所への立入りによる業務の実施……~~97~~	43　発電場所および需要場所への立入りによる業務の実施……95
44　託送供給等にともなう協力……~~97~~	44　託送供給等にともなう協力……96
45　託送供給等の停止……~~98~~	45　託送供給等の停止……96
46　託送供給等の停止の解除……~~99~~	46　託送供給等の停止の解除……97
47　託送供給の停止期間中の料金……~~99~~	47　託送供給等の停止期間中の料金……97
48　違　約　金……~~99~~	48　違　約　金……98
49　損害賠償の免責……~~99~~	49　損害賠償の免責……98
50　設備の賠償……~~100~~	50　設備の賠償……98
Ⅵ　契約の変更および終了	**Ⅵ　契約の変更および終了**
51　契約の変更……~~101~~	51　契約の変更……100
52　名義の変更……102	52　名義の変更……102
53　契約の廃止……102	53　契約の廃止……102
54　供給開始後の契約の消滅または変更にともなう料金および工事費の精算……~~104~~	54　供給開始後の契約の消滅または変更にともなう料金および工事費の精算……103
55　解　約　等……107	55　解　約　等……107
56　契約消滅後の債権債務関係……~~109~~	56　契約消滅後の債権債務関係……108
Ⅶ　受電方法および供給方法ならびに工事	**Ⅶ　受電方法および供給方法ならびに工事**
57　受電地点，供給地点および施設……~~110~~	57　受電地点，供給地点および施設……109
58　架空引込線……~~111~~	58　架空引込線……110
59　地中引込線……~~112~~	59　地中引込線……111
60　連接引込線等……~~113~~	60　連接引込線等……112
61　中高層集合住宅等における受電方法および供給方法……~~113~~	61　中高層集合住宅等における受電方法および供給方法……112
62　引込線の接続……~~113~~	62　引込線の接続……112
63　計量器等の取付け……~~113~~	63　計量器等の取付け……112
64　通信設備等の施設……~~114~~	64　通信設備等の施設……113
65　専用供給設備……~~115~~	65　専用供給設備……114
66　電流制限器等の取付け……~~115~~	66　電流制限器等の取付け……114
Ⅷ　工事費の負担	**Ⅷ　工事費の負担**
67　受電地点への供給設備の工事費負担金……~~116~~	67　受電地点への供給設備の工事費負担金……115
68　受電用計量器等の工事費負担金……~~119~~	68　受電用計量器等の工事費負担金……118
69　会社間連系設備の工事費負担金……~~119~~	69　会社間連系設備の工事費負担金……118
70　供給地点への供給設備の工事費負担金……~~119~~	70　供給地点への供給設備の工事費負担金……118
71　工事費負担金の申受けおよび精算……~~125~~	71　工事費負担金の申受けおよび精算……124
72　供給開始に至らないで契約を廃止または変更される場合の費用の申受け……126	72　供給開始に至らないで契約を廃止または変更される場合等の費用の申受け‥126

託送供給等約款　新旧比較表

託送供給等約款　2024年10月1日実施	託送供給等約款　2025年4月1日実施
73　臨時工事費……~~127~~ 74　工事費等に関する契約書の作成……127 **Ⅸ　保　　安** 75　保安の責任……128 76　保安等に対する発電者および需要者の協力……128 77　調　　査……128 78　調査等の委託……129 79　調査に対する需要者の協力……129 80　検査または工事の受託……129 81　自家用電気工作物……129 **附　　則**……131 **別　　表**……173	73　臨時工事費……126 74　工事費等に関する契約書の作成……127 **Ⅸ　保　　安** 75　保安の責任……128 76　保安等に対する発電者および需要者の協力……128 77　調　　査……128 78　調査等の委託……129 79　調査に対する需要者の協力……129 80　検査または工事の受託……129 81　自家用電気工作物……129 **附　　則**……131 **別　　表**……173
Ⅰ　総　　則 **1　適　　用** 当社が，小売電気事業，当社以外の一般送配電事業，特定送配電事業もしくは電気事業法第2条第1項第5号ロにもとづき行なわれる電気の供給（以下「自己等への電気の供給」といいます。）の用に供するための託送供給または電気事業法第2条第1項第7号に定める電力量調整供給を行なうときの料金および必要となるその他の供給条件は，この託送供給等約款（以下「この約款」といいます。）によります。 なお，この約款において託送供給および電力量調整供給とは，次のものをいいます。 (1) 託 送 供 給 次の接続供給および振替供給をいいます。 イ　接 続 供 給 当社が契約者から受電し，当社が維持および運用する供給設備を介して，同時に，その受電した場所以外の当社の供給区域（青森県，岩手県，秋田県，宮城県，山形県，福島県および新潟県をいいます。）内の場所（会社間連系点を除きます。）において，契約者の小売電気事業，特定送配電事業または自己等への電気の供給の用に供するための電気を契約者に供給することをいいます。 ロ　振 替 供 給 当社が契約者から小売電気事業，当社以外の一般送配電事業，特定送配電事業または自己等への電気の供給の用に供するための電気を受電し，当社が維持および運用する供給設備を介して，同時に，その受電した場所以外の会社間連系点において，契約者に，その受電した電気の量に相当する量の電気を供給することをいいます。 (2) 電力量調整供給 次の発電量調整供給および需要抑制量調整供給をいいます。 イ　発電量調整供給 当社が発電契約者から，当社が行なう託送供給に係る小売電気事業，一般送配電事業，特定送配電事業または自己等への電気の供給の用に供するための電気を受電し，当社が維持および運用する供給設備を介して，同時に，その受電した場	**Ⅰ　総　　則** **1　適　　用** 当社が，小売電気事業，当社以外の一般送配電事業，特定送配電事業もしくは電気事業法第2条第1項第5号ロにもとづき行なわれる電気の供給（以下「自己等への電気の供給」といいます。）の用に供するための託送供給または電気事業法第2条第1項第7号に定める電力量調整供給を行なうときの料金および必要となるその他の供給条件は，この託送供給等約款（以下「この約款」といいます。）によります。 なお，この約款において託送供給および電力量調整供給とは，次のものをいいます。 (1) 託 送 供 給 次の接続供給および振替供給をいいます。 イ　接 続 供 給 当社が契約者から受電し，当社が維持および運用する供給設備を介して，同時に，その受電した場所以外の当社の供給区域（青森県，岩手県，秋田県，宮城県，山形県，福島県および新潟県をいいます。）内の場所（会社間連系点を除きます。）において，契約者の小売電気事業，特定送配電事業または自己等への電気の供給の用に供するための電気を契約者に供給することをいいます。 ロ　振 替 供 給 当社が契約者から小売電気事業，当社以外の一般送配電事業，特定送配電事業または自己等への電気の供給の用に供するための電気を受電し，当社が維持および運用する供給設備を介して，同時に，その受電した場所以外の会社間連系点において，契約者に，その受電した電気の量に相当する量の電気を供給することをいいます。 (2) 電力量調整供給 次の発電量調整供給および需要抑制量調整供給をいいます。 イ　発電量調整供給 当社が発電契約者から，当社が行なう託送供給に係る小売電気事業，一般送配電事業，特定送配電事業または自己等への電気の供給の用に供するための電気を受電し，当社が維持および運用する供給設備を介して，同時に，その受電した場

託送供給等約款　新旧比較表

託送供給等約款　2024年10月1日実施	託送供給等約款　2025年4月1日実施
所において，発電契約者に，発電契約者があらかじめ当社に申し出た量の電気を供給することをいいます。 ロ　需要抑制量調整供給 当社が需要抑制契約者から，特定卸供給の用に供するための電気（小売電気事業または特定送配電事業の供給の用に供するための電気で，電気事業法施行規則第1条第2項第7号に定める特定抑制依頼によってえられた電気に限ります。）を受電し，当社が維持および運用する供給設備を介して，同時に，その受電した場所において，需要抑制契約者に，需要抑制契約者があらかじめ当社に申し出た量の電気を供給することをいいます。	所において，発電契約者に，発電契約者があらかじめ当社に申し出た量の電気を供給することをいいます。 ロ　需要抑制量調整供給 当社が需要抑制契約者から，特定卸供給の用に供するための電気（小売電気事業または特定送配電事業の供給の用に供するための電気で，電気事業法施行規則第1条第2項第7号に定める特定抑制依頼によってえられた電気に限ります。）を受電し，当社が維持および運用する供給設備を介して，同時に，その受電した場所において，需要抑制契約者に，需要抑制契約者があらかじめ当社に申し出た量の電気を供給することをいいます。
2　託送供給等約款の届出および変更 (1) この約款は，電気事業法第18条第~~5~~項の規定にもとづき，経済産業大臣~~に届け出た~~ものです。 (2) 当社は，経済産業大臣の認可を受け，または経済産業大臣に届け出て，この約款を変更することがあります。この場合には，料金および必要となるその他の供給条件は，変更後の託送供給等約款によります。	**2　託送供給等約款の認可および変更** (1) この約款は，電気事業法第18条第1項の規定にもとづき，経済産業大臣の認可を受けたものです。 (2) 当社は，経済産業大臣の認可を受け，または経済産業大臣に届け出て，この約款を変更することがあります。この場合には，料金および必要となるその他の供給条件は，変更後の託送供給等約款によります。
3　定　　義 次の言葉は，この約款においてそれぞれ次の意味で使用いたします。 (1) 契　約　者 この約款にもとづいて当社と接続供給契約または振替供給契約を締結する小売電気事業者，一般送配電事業者，特定送配電事業者または自己等への電気の供給を行なう者をいいます。 (2) 発電契約者 この約款にもとづいて当社と発電量調整供給契約を締結する者をいいます。 (3) 需要抑制契約者 この約款にもとづいて当社と需要抑制量調整供給契約を締結する者をいいます。 (4) 発　電　者 小売電気事業，一般送配電事業，特定送配電事業または自己等への電気の供給の用に供する電気（託送供給に係る電気に限ります。）を発電または放電する者で当社以外の者をいいます。 (5) 需　要　者 契約者が小売電気事業または自己等への電気の供給として電気を供給する相手方となる者をいいます。 (6) 低　　圧 標準電圧100ボルトまたは200ボルトをいいます。 (7) 高　　圧 標準電圧6,000ボルトをいいます。 (8) 特 別 高 圧 標準電圧30,000ボルト~~，60,000ボルトまたは140,000ボルト~~をいいます。 (9) 受 電 地 点 当社が，託送供給に係る電気を契約者から受電する地点，発電量調整供給に係る電気を発電契約者から受電する地点または需要抑制量調整供給に係る電気を需要抑制契約者から受電する地点をいいます。 (10) 発 電 場 所 発電者が，発電量調整供給に係る電気を発電または放電する場所をいいます。 (11) 供 給 地 点 当社が，託送供給に係る電気を契約者に供給する地点をいいます。	**3　定　　義** 次の言葉は，この約款においてそれぞれ次の意味で使用いたします。 (1) 契　約　者 この約款にもとづいて当社と接続供給契約または振替供給契約を締結する小売電気事業者，一般送配電事業者，特定送配電事業者または自己等への電気の供給を行なう者をいいます。 (2) 発電契約者 この約款にもとづいて当社と発電量調整供給契約を締結する者をいいます。 (3) 需要抑制契約者 この約款にもとづいて当社と需要抑制量調整供給契約を締結する者をいいます。 (4) 発　電　者 小売電気事業，一般送配電事業，特定送配電事業または自己等への電気の供給の用に供する電気（託送供給に係る電気に限ります。）を発電または放電する者で当社以外の者をいいます。 (5) 需　要　者 契約者が小売電気事業または自己等への電気の供給として電気を供給する相手方となる者をいいます。 (6) 低　　圧 標準電圧100ボルトまたは200ボルトをいいます。 (7) 高　　圧 標準電圧6,000ボルトをいいます。 (8) 特 別 高 圧 標準電圧30,000ボルト以上の電圧をいいます。 (9) 受 電 地 点 当社が，託送供給に係る電気を契約者から受電する地点，発電量調整供給に係る電気を発電契約者から受電する地点または需要抑制量調整供給に係る電気を需要抑制契約者から受電する地点をいいます。 (10) 発 電 場 所 発電者が，発電量調整供給に係る電気を発電または放電する場所をいいます。 (11) 供 給 地 点 当社が，託送供給に係る電気を契約者に供給する地点をいいます。

託送供給等約款　新旧比較表

託送供給等約款　2024年10月1日実施	託送供給等約款　2025年4月1日実施
(12) 需 要 場 所 需要者が，契約者から供給された接続供給に係る電気を使用する場所をいいます。	(12) 需 要 場 所 需要者が，契約者から供給された接続供給に係る電気を使用する場所をいいます。
(13) 会社間連系点 当社以外の一般送配電事業者または配電事業者が維持および運用する供給設備と当社が維持および運用する供給設備との接続点をいいます。	(13) 会社間連系点 当社以外の一般送配電事業者または配電事業者が維持および運用する供給設備と当社が維持および運用する供給設備との接続点をいいます。
(14) 中 継 振 替 会社間連系点を受電地点とし，他の会社間連系点を供給地点とする振替供給をいいます。	(14) 中 継 振 替 会社間連系点を受電地点とし，他の会社間連系点を供給地点とする振替供給をいいます。
(15) 地 内 振 替 発電者の電気設備と当社の供給設備との接続点を受電地点とし，会社間連系点を供給地点とする振替供給をいいます。	(15) 地 内 振 替 発電者の電気設備と当社の供給設備との接続点を受電地点とし，会社間連系点を供給地点とする振替供給をいいます。
(16) 発電量調整受電電力 発電量調整供給の場合で，受電地点において，当社が発電契約者から受電する電気の電力をいいます。	(16) 発電量調整受電電力 発電量調整供給の場合で，受電地点において，当社が発電契約者から受電する電気の電力をいいます。
(17) 発電量調整受電電力量 受電地点において，当社が発電契約者から受電する発電量調整供給に係る電気の電力量をいいます。	(17) 発電量調整受電電力量 受電地点において，当社が発電契約者から受電する発電量調整供給に係る電気の電力量をいいます。
(18) 発電量調整受電計画電力 発電量調整受電電力の計画値で，発電契約者があらかじめ当社に通知するものをいいます。	(18) 発電量調整受電計画電力 発電量調整受電電力の計画値で，発電契約者があらかじめ当社に通知するものをいいます。
(19) 発電量調整受電計画電力量 発電量調整受電電力量の計画値で，発電契約者があらかじめ当社に通知するものをいいます。	(19) 発電量調整受電計画電力量 発電量調整受電電力量の計画値で，発電契約者があらかじめ当社に通知するものをいいます。
(20) 接続受電電力 接続供給の場合で，受電地点において，当社が契約者から受電する電気の電力をいいます。	(20) 接続受電電力 接続供給の場合で，受電地点において，当社が契約者から受電する電気の電力をいいます。
(21) 接続受電電力量 受電地点において，当社が契約者から受電する接続供給に係る電気の電力量をいいます。	(21) 接続受電電力量 受電地点において，当社が契約者から受電する接続供給に係る電気の電力量をいいます。
(22) 接続供給電力 供給地点において，当社が契約者に供給する接続供給に係る電気の電力をいいます。	(22) 接続供給電力 供給地点において，当社が契約者に供給する接続供給に係る電気の電力をいいます。
(23) 接続供給電力量 供給地点において，当社が契約者に供給する接続供給に係る電気の電力量をいいます。	(23) 接続供給電力量 供給地点において，当社が契約者に供給する接続供給に係る電気の電力量をいいます。
(24) 接続対象電力 接続供給電力を損失率で修正した値をいいます。	(24) 接続対象電力 接続供給電力を損失率で修正した値をいいます。
(25) 接続対象電力量 接続供給電力量を損失率で修正した値をいいます。	(25) 接続対象電力量 接続供給電力量を損失率で修正した値をいいます。
(26) 接続対象計画電力 接続対象電力の計画値で，契約者があらかじめ当社に通知するものをいいます。	(26) 接続対象計画電力 接続対象電力の計画値で，契約者があらかじめ当社に通知するものをいいます。
(27) 接続対象計画電力量 接続対象電力量の計画値で，契約者があらかじめ当社に通知するものをいいます。	(27) 接続対象計画電力量 接続対象電力量の計画値で，契約者があらかじめ当社に通知するものをいいます。
(28) 需要抑制量調整受電電力 需要抑制量調整供給の場合で，受電地点において，当社が需要抑制契約者から	(28) 需要抑制量調整受電電力 需要抑制量調整供給の場合で，受電地点において，当社が需要抑制契約者から

託送供給等約款　新旧比較表

託送供給等約款　2024 年 10 月 1 日実施	託送供給等約款　2025 年 4 月 1 日実施
受電する電気の電力をいいます。 (29) 需要抑制量調整受電電力量 受電地点において，当社が需要抑制契約者から受電する需要抑制量調整供給に係る電気の電力量をいいます。 (30) 需要抑制量調整受電計画電力 需要抑制量調整受電電力の計画値で，需要抑制契約者があらかじめ当社に通知するものをいいます。 (31) 需要抑制量調整受電計画電力量 需要抑制量調整受電電力量の計画値で，需要抑制契約者があらかじめ当社に通知するものをいいます。 (32) ベースライン 需要抑制量調整供給を行なう場合の基準となる電力量で，需要抑制契約者があらかじめ当社に通知するものをいいます。 (33) 損　失　率 接続供給における受電地点から供給地点に至る電気の損失率をいいます。 (34) 契 約 電 力 契約上使用できる最大電力（キロワット）であって，接続送電サービス契約電力，臨時接続送電サービス契約電力および予備送電サービス契約電力をいいます。 (35) 契 約 電 流 契約上使用できる最大電流（アンペア）であって，接続送電サービス契約電流および臨時接続送電サービス契約電流をいいます。 (36) 契 約 容 量 契約上使用できる最大容量（キロボルトアンペア）であって，接続送電サービス契約容量および臨時接続送電サービス契約容量をいいます。 (37) 契約受電電力 受電地点における接続受電電力または発電量調整受電電力の最大値（キロワット）で，契約者または発電契約者と当社との協議によりあらかじめ定めた値（発電量調整供給においては，同時最大受電電力をこえないものといたします。）をいいます。 (38) 同時最大受電電力 発電者の電気設備と当社の供給設備との接続点における最大電力（キロワット）で，発電契約者または発電者と当社との協議により発電場所ごとにあらかじめ定めた値をいいます。 (39) 最大連系電力等 当社が受電地点において発電契約者から受電する発電量調整供給に係る電気の電力の最大値をいいます。 (40) 最大需要電力等 当社が供給地点において契約者に供給する接続供給に係る電気の電力の最大値をいいます。 (41) 発電バランシンググループ 31（電力および電力量の算定）(20)イもしくはロに定める発電量調整受電計画差対応補給電力量または 31（電力および電力量の算定）(21)イもしくはロに定める発電量調整受電計画差対応余剰電力量を算定する対象となる単位で，発電契約者があらかじめ発電量調整供給契約において設定するものをいいます。 (42) 需要バランシンググループ 31（電力および電力量の算定）(22)に定める接続対象計画差対応補給電力量または 31（電力および電力量の算定）(23)に定める接続対象計画差対応余剰電力量	受電する電気の電力をいいます。 (29) 需要抑制量調整受電電力量 受電地点において，当社が需要抑制契約者から受電する需要抑制量調整供給に係る電気の電力量をいいます。 (30) 需要抑制量調整受電計画電力 需要抑制量調整受電電力の計画値で，需要抑制契約者があらかじめ当社に通知するものをいいます。 (31) 需要抑制量調整受電計画電力量 需要抑制量調整受電電力量の計画値で，需要抑制契約者があらかじめ当社に通知するものをいいます。 (32) ベースライン 需要抑制量調整供給を行なう場合の基準となる電力量で，需要抑制契約者があらかじめ当社に通知するものをいいます。 (33) 損　失　率 接続供給における受電地点から供給地点に至る電気の損失率をいいます。 (34) 契 約 電 力 契約上使用できる最大電力（キロワット）であって，接続送電サービス契約電力，臨時接続送電サービス契約電力および予備送電サービス契約電力をいいます。 (35) 契 約 電 流 契約上使用できる最大電流（アンペア）であって，接続送電サービス契約電流および臨時接続送電サービス契約電流をいいます。 (36) 契 約 容 量 契約上使用できる最大容量（キロボルトアンペア）であって，接続送電サービス契約容量および臨時接続送電サービス契約容量をいいます。 (37) 契約受電電力 受電地点における接続受電電力または発電量調整受電電力の最大値（キロワット）で，契約者または発電契約者と当社との協議によりあらかじめ定めた値（発電量調整供給においては，同時最大受電電力をこえないものといたします。）をいいます。 (38) 同時最大受電電力 発電者の電気設備と当社の供給設備との接続点における最大電力（キロワット）で，発電契約者または発電者と当社との協議により発電場所ごとにあらかじめ定めた値をいいます。 (39) 最大連系電力等 当社が受電地点において発電契約者から受電する発電量調整供給に係る電気の電力の最大値をいいます。 (40) 最大需要電力等 当社が供給地点において契約者に供給する接続供給に係る電気の電力の最大値をいいます。 (41) 発電バランシンググループ 31（電力および電力量の算定）(20)イもしくはロに定める発電量調整受電計画差対応補給電力量または 31（電力および電力量の算定）(21)イもしくはロに定める発電量調整受電計画差対応余剰電力量を算定する対象となる単位で，発電契約者があらかじめ発電量調整供給契約において設定するものをいいます。 (42) 需要バランシンググループ 31（電力および電力量の算定）(22)に定める接続対象計画差対応補給電力量または 31（電力および電力量の算定）(23)に定める接続対象計画差対応余剰電力量

託送供給等約款　新旧比較表

託送供給等約款　2024年10月1日実施	託送供給等約款　2025年4月1日実施
を算定する対象となる単位で，契約者があらかじめ接続供給契約において設定するものをいいます。 (43) 需要抑制バランシンググループ 31（電力および電力量の算定）(24)に定める需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量または31（電力および電力量の算定）(25)に定める需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量を算定する対象となる単位で，需要抑制契約者があらかじめ需要抑制量調整供給契約において設定するものをいいます。 (44) 電　　灯 白熱電球，けい光灯，ネオン管灯，水銀灯等の照明用電気機器（付属装置を含みます。）をいいます。 (45) 小 型 機 器 主として住宅，店舗，事務所等において単相で使用される，電灯以外の低圧の電気機器をいいます。ただし，急激な電圧の変動等により他の電気の使用者の電灯の使用を妨害し，または妨害するおそれがあり，電灯と併用できないものは除きます。 (46) 動　　力 電灯および小型機器以外の電気機器をいいます。 (47) 契約負荷設備 契約上使用できる負荷設備をいいます。 (48) 契約主開閉器 契約上設定されるしゃ断器であって，定格電流を上回る電流に対して電路をしゃ断し，需要者において使用する最大電流を制限するものをいいます。 (49) 定 期 検 査 電気事業法第54条および第55条第1項に定められた検査をいいます。 (50) 定 期 補 修 一定期間を限り定期的に行なわれる補修をいいます。 (51) 給 電 指 令 発電者の発電設備および蓄電池（以下「発電設備等」といいます。）もしくは会社間連系点の運用または需要者の電気の使用について，当社から指令することをいいます。 (52) 昼 間 時 間 毎日午前8時から午後10時までの時間をいいます。ただし，日曜日，「国民の祝日に関する法律」に規定する休日，1月2日，1月3日，1月4日，4月30日，5月1日，5月2日，12月29日，12月30日および12月31日の該当する時間を除きます。 (53) 夜 間 時 間 昼間時間以外の時間をいいます。 (54) 貿 易 統 計 関税法にもとづき公表される統計をいいます。 (55) 離島平均燃料価格算定期間 貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき離島平均燃料価格を算定する場合の期間とし，毎年1月1日から3月31日までの期間，2月1日から4月30日までの期間，3月1日から5月31日までの期間，4月1日から6月30日までの期間，5月1日から7月31日までの期間，6月1日から8月31日までの期間，7月1日から9月30日までの期間，8月1日から10月31日までの期間，9月1日から11月30日までの期間，10月1日から12月31日までの期間，11月1日から翌年の1月31日までの期間または12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌	を算定する対象となる単位で，契約者があらかじめ接続供給契約において設定するものをいいます。 (43) 需要抑制バランシンググループ 31（電力および電力量の算定）(24)に定める需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量または31（電力および電力量の算定）(25)に定める需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量を算定する対象となる単位で，需要抑制契約者があらかじめ需要抑制量調整供給契約において設定するものをいいます。 (44) 電　　灯 白熱電球，けい光灯，ネオン管灯，水銀灯等の照明用電気機器（付属装置を含みます。）をいいます。 (45) 小 型 機 器 主として住宅，店舗，事務所等において単相で使用される，電灯以外の低圧の電気機器をいいます。ただし，急激な電圧の変動等により他の電気の使用者の電灯の使用を妨害し，または妨害するおそれがあり，電灯と併用できないものは除きます。 (46) 動　　力 電灯および小型機器以外の電気機器をいいます。 (47) 契約負荷設備 契約上使用できる負荷設備をいいます。 (48) 契約主開閉器 契約上設定されるしゃ断器であって，定格電流を上回る電流に対して電路をしゃ断し，需要者において使用する最大電流を制限するものをいいます。 (49) 定 期 検 査 電気事業法第54条および第55条第1項に定められた検査をいいます。 (50) 定 期 補 修 一定期間を限り定期的に行なわれる補修をいいます。 (51) 給 電 指 令 発電者の発電設備および蓄電池（以下「発電設備等」といいます。）もしくは会社間連系点の運用または需要者の電気の使用について，当社から指令することをいいます。 (52) 昼 間 時 間 毎日午前8時から午後10時までの時間をいいます。ただし，日曜日，「国民の祝日に関する法律」に規定する休日，1月2日，1月3日，1月4日，4月30日，5月1日，5月2日，12月29日，12月30日および12月31日の該当する時間を除きます。 (53) 夜 間 時 間 昼間時間以外の時間をいいます。 (54) 貿 易 統 計 関税法にもとづき公表される統計をいいます。 (55) 離島平均燃料価格算定期間 貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき離島平均燃料価格を算定する場合の期間とし，毎年1月1日から3月31日までの期間，2月1日から4月30日までの期間，3月1日から5月31日までの期間，4月1日から6月30日までの期間，5月1日から7月31日までの期間，6月1日から8月31日までの期間，7月1日から9月30日までの期間，8月1日から10月31日までの期間，9月1日から11月30日までの期間，10月1日から12月31日までの期間，11月1日から翌年の1月31日までの期間または12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌

託送供給等約款　新旧比較表

託送供給等約款　2024 年 10 月 1 日実施	託送供給等約款　2025 年 4 月 1 日実施
年が閏年となる場合は，翌年の 2 月 29 日までの期間といたします。）をいいます。	年が閏年となる場合は，翌年の 2 月 29 日までの期間といたします。）をいいます。
4　代表契約者の選任 自己等への電気の供給の用に供するための接続供給契約の場合を除き，1 接続供給契約における契約者を複数とすることができます。この場合，当該接続供給契約においては 1 需要バランシンググループを設定するものとし，この約款に関する当社との協議および接続供給の実施に関する事項についての権限を複数の契約者全員から委任された契約者を，代表契約者としてあらかじめ選任していただき，かつ，契約者が行なう，当社との手続きおよび協議，ならびにこの約款に定める金銭債務の支払い等は，代表契約者を通じて行なっていただきます。また，当社は，契約者との協議および契約者への通知を代表契約者に対して行ないます。ただし，当社は，必要に応じて，代表契約者以外の契約者と，協議等をさせていただくことがあります。	**4　代表契約者の選任** 自己等への電気の供給の用に供するための接続供給契約の場合を除き，1 接続供給契約における契約者を複数とすることができます。この場合，当該接続供給契約においては 1 需要バランシンググループを設定するものとし，この約款に関する当社との協議および接続供給の実施に関する事項についての権限を複数の契約者全員から委任された契約者を，代表契約者としてあらかじめ選任していただき，かつ，契約者が行なう，当社との手続きおよび協議，ならびにこの約款に定める金銭債務の支払い等は，代表契約者を通じて行なっていただきます。また，当社は，契約者との協議および契約者への通知を代表契約者に対して行ないます。ただし，当社は，必要に応じて，代表契約者以外の契約者と，協議等をさせていただくことがあります。
5　託送供給等に関する取扱い 当社は，とくに必要となる場合を除き，当社の専用窓口を通じて，この約款の実施取扱いをいたします。この場合，当社は，託送供給または電力量調整供給の申込みおよび実施に際して得た情報については，託送供給，電力量調整供給または再生可能エネルギー電気卸供給約款にもとづく再生可能エネルギー電気卸供給を実施する目的以外に使用いたしません。	**5　託送供給等に関する取扱い** 当社は，とくに必要となる場合を除き，当社の専用窓口を通じて，この約款の実施取扱いをいたします。この場合，当社は，託送供給または電力量調整供給の申込みおよび実施に際して得た情報については，託送供給，電力量調整供給または再生可能エネルギー電気卸供給約款にもとづく再生可能エネルギー電気卸供給を実施する目的以外に使用いたしません。
6　単位および端数処理 この約款において料金その他を計算する場合の単位およびその端数処理は，次のとおりといたします。 (1) 契約負荷設備の個々の容量の単位は，1 ワットまたは 1 ボルトアンペアとし，その端数は，小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。 (2) 契約容量の単位は，1 キロボルトアンペアとし，その端数は，小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。 (3) 発電量調整受電電力，発電量調整受電計画電力，接続受電電力，接続供給電力，接続対象電力，接続対象計画電力，需要抑制量調整受電電力，需要抑制量調整受電計画電力，契約電力，契約受電電力，同時最大受電電力，最大連系電力等，最大需要電力等およびその他の電気の電力の単位は，次の場合を除き，1 キロワットとし，その端数は，小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。 イ　低圧で供給する場合で，19（接続送電サービス）(2)イまたは 20（臨時接続送電サービス）(2)イ(ﾛ)を適用した場合に算定された値が 0.5 キロワット以下となるときは，契約電力を 0.5 キロワットといたします。 ロ　高圧で供給する場合で，19（接続送電サービス）(2)イを適用した場合に算定された値が 0.5 キロワット未満となるときは，契約電力を 1 キロワットといたします。 (4) 発電量調整受電電力量，発電量調整受電計画電力量，接続受電電力量，接続供給電力量，接続対象電力量，接続対象計画電力量，需要抑制量調整受電電力量，需要抑制量調整受電計画電力量，ベースライン，発電量調整受電計画差対応補給電力量，発電量調整受電計画差対応余剰電力量，接続対象計画差対応補給電力量，接続対象計画差対応余剰電力量，需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量，需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量，給電指令時補給電力量およびその他の電気の電力量の単位は，1 キロワット時とし，その端数は，小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。ただし，低圧で受電する場合の 30 分ごとの接続受電電力量および 30 分ごとの発電量調整受電電力量ならびに低圧で供給する場合の 30 分ごとの接続供給電力量の単位は，最小位までといたします。 (5) 力率の単位は，1 パーセントとし，その端数は，小数点以下第 1 位で四捨五入い	**6　単位および端数処理** この約款において料金その他を計算する場合の単位およびその端数処理は，次のとおりといたします。 (1) 契約負荷設備の個々の容量の単位は，1 ワットまたは 1 ボルトアンペアとし，その端数は，小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。 (2) 契約容量の単位は，1 キロボルトアンペアとし，その端数は，小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。 (3) 発電量調整受電電力，発電量調整受電計画電力，接続受電電力，接続供給電力，接続対象電力，接続対象計画電力，需要抑制量調整受電電力，需要抑制量調整受電計画電力，契約電力，契約受電電力，同時最大受電電力，最大連系電力等，最大需要電力等およびその他の電気の電力の単位は，次の場合を除き，1 キロワットとし，その端数は，小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。 イ　低圧で供給する場合で，19（接続送電サービス）(2)イまたは 20（臨時接続送電サービス）(2)イ(ﾛ)を適用した場合に算定された値が 0.5 キロワット以下となるときは，契約電力を 0.5 キロワットといたします。 ロ　高圧で供給する場合で，19（接続送電サービス）(2)イを適用した場合に算定された値が 0.5 キロワット未満となるときは，契約電力を 1 キロワットといたします。 (4) 発電量調整受電電力量，発電量調整受電計画電力量，接続受電電力量，接続供給電力量，接続対象電力量，接続対象計画電力量，需要抑制量調整受電電力量，需要抑制量調整受電計画電力量，ベースライン，発電量調整受電計画差対応補給電力量，発電量調整受電計画差対応余剰電力量，接続対象計画差対応補給電力量，接続対象計画差対応余剰電力量，需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量，需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量，給電指令時補給電力量およびその他の電気の電力量の単位は，1 キロワット時とし，その端数は，小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。ただし，低圧で受電する場合の 30 分ごとの接続受電電力量および 30 分ごとの発電量調整受電電力量ならびに低圧で供給する場合の 30 分ごとの接続供給電力量の単位は，最小位までといたします。 (5) 力率の単位は，1 パーセントとし，その端数は，小数点以下第 1 位で四捨五入い

託送供給等約款　新旧比較表

託送供給等約款　2024 年 10 月 1 日実施	託送供給等約款　2025 年 4 月 1 日実施
たします。 (6) 料金その他の計算における合計金額の単位は，1 円とし，その端数は，切り捨てます。	たします。 (6) 料金その他の計算における合計金額の単位は，1 円とし，その端数は，切り捨てます。
7　実 施 細 目 この約款の実施上必要な細目的事項は，そのつど契約者，発電契約者，発電者または需要抑制契約者と当社との協議によって定めます。 なお，当社は，必要に応じて，需要者と別途協議を行なうことがあります。	**7　実 施 細 目** この約款の実施上必要な細目的事項は，そのつど契約者，発電契約者，発電者または需要抑制契約者と当社との協議によって定めます。 なお，当社は，必要に応じて，需要者と別途協議を行なうことがあります。
Ⅱ　契約の申込み	**Ⅱ　契約の申込み**
8　契約の要件 (1) 契約者が接続供給契約または振替供給契約を希望される場合は，次の要件を満たしていただきます。 イ　小売電気事業，一般送配電事業，特定送配電事業または自己等への電気の供給の用に供する電気が電力量調整供給に係るものまたは当社が供給する託送供給に供する電気であること。 ロ　接続供給の場合，契約者が需要者の需要の計画値に応じた電気の供給が可能であること。 ハ　振替供給の場合，契約者が営む小売電気事業，一般送配電事業，特定送配電事業または契約者が行なう自己等への電気の供給の用に供するためのものであること。 ニ　需要者が電気設備を当社の供給設備に電気的に接続するにあたり，電気設備に関する技術基準，その他の法令等にしたがい，かつ，別冊に定める系統連系技術要件（以下「系統連系技術要件」といいます。）を遵守して，当社の供給設備の状況等を勘案して技術的に適当と認められる方法によって連系すること。 ホ　高圧または特別高圧で供給する場合は，契約者および需要者が当社からの給電指令にしたがうこと。 ヘ　契約者が，需要者にこの約款における需要者に関する事項を遵守させ，かつ，需要者がこの約款における需要者に関する事項を遵守する旨の承諾をすること。 ト　需要者が他の契約者から電気の供給を受けることを当社が確認した場合は，契約者が，当社が契約者にあらかじめお知らせすることなく接続供給の実施に必要な需要者の情報を当該他の契約者に対し提供する旨の承諾をすること。 チ　契約者および需要者が，当社が契約者および需要者にあらかじめお知らせすることなく発電量調整供給等の実施に必要な需要者の情報を発電契約者および需要場所と同一の場所である発電場所の発電者または当社と再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）第 2 条第 5 項に定める特定契約（以下「特定契約」といいます。）もしくは再生可能エネルギー特別措置法第 2 条の 7 に定める一時調達契約（以下「一時調達契約」といいます。）等を締結する者に対し提供する旨の承諾をすること。 リ　契約者が自己等への電気の供給の用に供するための接続供給契約または振替供給契約を希望される場合は，次の要件を満たすこと。 (ｲ) 契約者と同一の者である発電者の発電設備等が電気事業法第 2 条第 1 項第 5 号ロに定める非電気事業用電気工作物であること。 (ﾛ) 契約者と同一の者でない発電者の発電または放電に係る電気も供給する場合は，当該発電者の発電設備等が契約者と電気事業法第 2 条第 1 項第 5 号ロの	**8　契約の要件** (1) 契約者が接続供給契約または振替供給契約を希望される場合は，次の要件を満たしていただきます。 イ　小売電気事業，一般送配電事業，特定送配電事業または自己等への電気の供給の用に供する電気が電力量調整供給に係るものまたは当社が供給する託送供給に供する電気であること。 ロ　接続供給の場合，契約者が需要者の需要の計画値に応じた電気の供給が可能であること。 ハ　振替供給の場合，契約者が営む小売電気事業，一般送配電事業，特定送配電事業または契約者が行なう自己等への電気の供給の用に供するためのものであること。 ニ　需要者が電気設備を当社の供給設備に電気的に接続するにあたり，電気設備に関する技術基準，その他の法令等にしたがい，かつ，別冊に定める系統連系技術要件（以下「系統連系技術要件」といいます。）を遵守して，当社の供給設備の状況等を勘案して技術的に適当と認められる方法によって連系すること。 ホ　高圧または特別高圧で供給する場合は，契約者および需要者が当社からの給電指令にしたがうこと。 ヘ　契約者が，需要者にこの約款における需要者に関する事項を遵守させ，かつ，需要者がこの約款における需要者に関する事項を遵守する旨の承諾をすること。 ト　需要者が他の契約者から電気の供給を受けることを当社が確認した場合は，契約者が，当社が契約者にあらかじめお知らせすることなく接続供給の実施に必要な需要者の情報を当該他の契約者に対し提供する旨の承諾をすること。 チ　契約者および需要者が，当社が契約者および需要者にあらかじめお知らせすることなく発電量調整供給等の実施に必要な需要者の情報を発電契約者および需要場所と同一の場所である発電場所の発電者または当社と再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）第 2 条第 5 項に定める特定契約（以下「特定契約」といいます。）もしくは再生可能エネルギー特別措置法第 2 条の 7 に定める一時調達契約（以下「一時調達契約」といいます。）等を締結する者に対し提供する旨の承諾をすること。 リ　契約者が自己等への電気の供給の用に供するための接続供給契約または振替供給契約を希望される場合は，次の要件を満たすこと。 (ｲ) 契約者と同一の者である発電者の発電設備等が電気事業法第 2 条第 1 項第 5 号ロに定める非電気事業用電気工作物であること。 (ﾛ) 契約者と同一の者でない発電者の発電または放電に係る電気も供給する場合は，当該発電者の発電設備等が契約者と電気事業法第 2 条第 1 項第 5 号ロの

託送供給等約款　新旧比較表

託送供給等約款　2024年10月1日実施	託送供給等約款　2025年4月1日実施
経済産業省令で定める密接な関係を有する者が維持および運用する非電気事業用電気工作物であること。	経済産業省令で定める密接な関係を有する者が維持および運用する非電気事業用電気工作物であること。
(ハ) 需要者が契約者と同一の者，または契約者と電気事業法第2条第1項第5号ロの経済産業省令で定める密接な関係を有する者であること。	(ハ) 需要者が契約者と同一の者，または契約者と電気事業法第2条第1項第5号ロの経済産業省令で定める密接な関係を有する者であること。
ヌ　契約者が，1需要場所において，分割供給（複数の小売電気事業者が，1需要場所において，1引込みを通じて行なうそれぞれの電気事業法第2条第1項第1号に定める小売供給をいいます。ただし，一方の小売電気事業者が需要者の発電設備の検査，補修または事故〔停電による停止等を含みます。〕により生じた不足電力の補給にあてるための電気のみを供給する場合の小売供給を除きます。）を行なうための接続供給（以下「分割接続供給」といいます。）を希望される場合は，次の要件を満たすこと。	ヌ　契約者が，1需要場所において，分割供給（複数の小売電気事業者が，1需要場所において，1引込みを通じて行なうそれぞれの電気事業法第2条第1項第1号に定める小売供給をいいます。ただし，一方の小売電気事業者が需要者の発電設備の検査，補修または事故〔停電による停止等を含みます。〕により生じた不足電力の補給にあてるための電気のみを供給する場合の小売供給を除きます。）を行なうための接続供給（以下「分割接続供給」といいます。）を希望される場合は，次の要件を満たすこと。
(イ) 当該需要場所が，高圧または特別高圧で電気の供給を受ける需要場所であること。	(イ) 当該需要場所が，高圧または特別高圧で電気の供給を受ける需要場所であること。
(ロ) 当該需要場所において分割接続供給を受ける契約者は，2契約者に限ること。	(ロ) 当該需要場所において分割接続供給を受ける契約者は，2契約者に限ること。
(ハ) 双方の契約者および需要者が，当該需要場所において，当社が分割接続供給を行なう旨の承諾をすること。	(ハ) 双方の契約者および需要者が，当該需要場所において，当社が分割接続供給を行なう旨の承諾をすること。
(ニ) 双方の契約者および需要者が，当社が契約者および需要者にあらかじめお知らせすることなく分割接続供給の実施に必要な契約者および需要者の情報を他の一方の契約者に対し提供する旨の承諾をすること。	(ニ) 双方の契約者および需要者が，当社が契約者および需要者にあらかじめお知らせすることなく分割接続供給の実施に必要な契約者および需要者の情報を他の一方の契約者に対し提供する旨の承諾をすること。
(2) 発電契約者が発電量調整供給契約を希望される場合は，次の要件を満たしていただきます。	(2) 発電契約者が発電量調整供給契約を希望される場合は，次の要件を満たしていただきます。
イ　発電契約者が発電量調整受電計画電力量に応じて電気を供給すること。	イ　発電契約者が発電量調整受電計画電力量に応じて電気を供給すること。
ロ　発電者が発電または放電する電気が当社が行なう託送供給に係るものであること。	ロ　発電者が発電または放電する電気が当社が行なう託送供給に係るものであること。
ハ　発電者が電気設備を当社の供給設備に電気的に接続するにあたり，電気設備に関する技術基準，その他の法令等にしたがい，かつ，系統連系技術要件を遵守して，当社の供給設備の状況等を勘案して技術的に適当と認められる方法によって連系すること。	ハ　発電者が電気設備を当社の供給設備に電気的に接続するにあたり，電気設備に関する技術基準，その他の法令等にしたがい，かつ，系統連系技術要件を遵守して，当社の供給設備の状況等を勘案して技術的に適当と認められる方法によって連系すること。
ニ　高圧または特別高圧で受電する場合は，発電契約者および発電者が当社からの給電指令にしたがうこと。	ニ　高圧または特別高圧で受電する場合は，発電契約者および発電者が当社からの給電指令にしたがうこと。
ホ　発電契約者が当社を代理して，発電者との間で，系統連系受電契約（発電量調整供給契約にもとづき締結する契約をいいます。）を締結すること。	ホ　発電契約者が当社を代理して，発電者との間で，系統連系受電契約（発電量調整供給契約にもとづき締結する契約をいいます。）を締結すること。
ヘ　発電契約者が，原則として，18（料金）(3)に定める発電者に係る料金，延滞利息および契約超過金を，34（支払義務の発生および支払期日）(4)に定める期日までの間，当社に代わり，発電者から受領し，当社があらかじめ定める支払いに関する期日までに当社へ引き渡す業務を受託すること。	ヘ　発電契約者が，原則として，18（料金）(3)に定める発電者に係る料金，延滞利息および契約超過金を，34（支払義務の発生および支払期日）(4)に定める期日までの間，当社に代わり，発電者から受領し，当社があらかじめ定める支払いに関する期日までに当社へ引き渡す業務を受託すること。
ト　発電契約者が，35（料金その他の支払方法）(3)ロの場合を除き，18（料金）(3)に定める発電者に係る料金，延滞利息および契約超過金の支払い業務を発電者から無償で受託すること。	ト　発電契約者が，35（料金その他の支払方法）(3)ロの場合を除き，18（料金）(3)に定める発電者に係る料金，延滞利息および契約超過金の支払い業務を発電者から無償で受託すること。
チ　発電者が系統連系受電契約の変更を発電契約者に申し出た場合，発電契約者が発電量調整供給契約の変更として当社へ申し出ること。	チ　発電者が系統連系受電契約の変更を発電契約者に申し出た場合，発電契約者が発電量調整供給契約の変更として当社へ申し出ること。
リ　当社が発電者との系統連系受電契約を解約する場合，発電契約者が，当該発電者の発電場所に係る発電量調整供給契約が変更されることを承諾すること。	リ　当社が発電者との系統連系受電契約を解約する場合，発電契約者が，当該発電者の発電場所に係る発電量調整供給契約が変更されることを承諾すること。
ヌ　発電契約者が，発電者にこの約款における発電者に関する事項を遵守させ，かつ，発電者がこの約款における発電者に関する事項を遵守する旨の承諾をすること。	ヌ　発電契約者が，発電者にこの約款における発電者に関する事項を遵守させ，かつ，発電者がこの約款における発電者に関する事項を遵守する旨の承諾をすること。
ただし，当社と特定契約を締結する発電者（発電契約者が発電者との間で電力	ただし，当社と特定契約を締結する発電者（発電契約者が発電者との間で電力受

託送供給等約款　新旧比較表

託送供給等約款　2024 年 10 月 1 日実施	託送供給等約款　2025 年 4 月 1 日実施
受給に関する契約を締結している場合を除きます。）および発電契約者と同一の者である発電者については，ホ，ヘ，ト，チおよびリの要件を除きます。 なお，当社は，発電契約者に対して，系統連系受電契約の締結または変更について，当社を代理する権利を付与いたします。	給に関する契約を締結している場合を除きます。）および発電契約者と同一の者である発電者については，ホ，ヘ，ト，チおよびリの要件を除きます。 なお，当社は，発電契約者に対して，系統連系受電契約の締結または変更について，当社を代理する権利を付与いたします。
(3) 発電者が系統連系受電契約を希望される場合は，次の要件を満たしていただきます。	(3) 発電者が系統連系受電契約を希望される場合は，次の要件を満たしていただきます。
イ　新たに系統連系受電契約を希望される場合または当該契約の内容に変更が生じる場合，発電者が当該契約の締結または変更について当社を代理する発電契約者に対して申し出ること。	イ　新たに系統連系受電契約を希望される場合または当該契約の内容に変更が生じる場合，発電者が当該契約の締結または変更について当社を代理する発電契約者に対して申し出ること。
ロ　発電者が発電または放電する電気が当社が行なう託送供給に係るもの（当社との特定契約に係る電気を除きます。）であること。	ロ　発電者が発電または放電する電気が当社が行なう託送供給に係るもの（当社との特定契約に係る電気を除きます。）であること。
ハ　発電者が電気設備を当社の供給設備に電気的に接続するにあたり，電気設備に関する技術基準，その他の法令等にしたがい，かつ，系統連系技術要件を遵守して，当社の供給設備の状況等を勘案して技術的に適当と認められる方法によって連系すること。	ハ　発電者が電気設備を当社の供給設備に電気的に接続するにあたり，電気設備に関する技術基準，その他の法令等にしたがい，かつ，系統連系技術要件を遵守して，当社の供給設備の状況等を勘案して技術的に適当と認められる方法によって連系すること。
ニ　高圧または特別高圧で受電する場合は，発電者が当社からの給電指令にしたがうこと。	ニ　高圧または特別高圧で受電する場合は，発電者が当社からの給電指令にしたがうこと。
ホ　発電者が，原則として，18（料金）(3)に定める発電者に係る料金，延滞利息および契約超過金の支払い業務を発電契約者に委託すること。	ホ　発電者が，原則として，18（料金）(3)に定める発電者に係る料金，延滞利息および契約超過金の支払い業務を発電契約者に委託すること。
ヘ　発電者が当該契約の消滅後に接続された電気を当社が無償で受電することについて承諾すること。 ただし，発電契約者と同一の者である発電者については，イおよびホの要件を除きます。	ヘ　発電者が当該契約の消滅後に接続された電気を当社が無償で受電することについて承諾すること。 ただし，発電契約者と同一の者である発電者については，イおよびホの要件を除きます。
(4) 需要抑制契約者が需要抑制量調整供給契約を希望される場合は，次の要件を満たしていただきます。	(4) 需要抑制契約者が需要抑制量調整供給契約を希望される場合は，次の要件を満たしていただきます。
イ　需要抑制契約者が特定卸供給を行なう事業を営む者で，次のいずれにも該当すること。	イ　需要抑制契約者が特定卸供給を行なう事業を営む者で，次のいずれにも該当すること。
(ｲ) 需要者に対して，次のａおよびｂの事項を定めた需要抑制に関する計画を適時に策定し，当該計画にしたがって適切な需要抑制の指示を適時に出すことができること。	(ｲ) 需要者に対して，次のａおよびｂの事項を定めた需要抑制に関する計画を適時に策定し，当該計画にしたがって適切な需要抑制の指示を適時に出すことができること。
ａ　需要抑制量（1 キロワットをこえる電気を抑制しようとするものに限ります。）	ａ　需要抑制量（1 キロワットをこえる電気を抑制しようとするものに限ります。）
ｂ　需要抑制の実施頻度および時期	ｂ　需要抑制の実施頻度および時期
(ﾛ) (ｲ)によってえられた 100 キロワットをこえる電気を供給しようとするものであること。	(ﾛ) (ｲ)によってえられた 100 キロワットをこえる電気を供給しようとするものであること。
(ﾊ) 電気の安定かつ適正な供給を確保するための適切な需給管理体制および情報管理体制を確立し，実施および維持することができること。	(ﾊ) 電気の安定かつ適正な供給を確保するための適切な需給管理体制および情報管理体制を確立し，実施および維持することができること。
(ﾆ) 需要者の保護の観点から適切な情報管理体制を確立し，実施および維持できること。	(ﾆ) 需要者の保護の観点から適切な情報管理体制を確立し，実施および維持できること。
(ﾎ) 需要者と電力需給に関する契約等を締結している契約者が供給力を確保するよう，当該契約者と需要抑制契約者との間または当該契約者と需要者との間で適切な契約がなされていること。	(ﾎ) 需要者と電力需給に関する契約等を締結している契約者が供給力を確保するよう，当該契約者と需要抑制契約者との間または当該契約者と需要者との間で適切な契約がなされていること。
ロ　需要抑制契約者が需要抑制量調整受電計画電力量に応じて電気を供給すること。	ロ　需要抑制契約者が需要抑制量調整受電計画電力量に応じて電気を供給すること。
ハ　需要者に係る接続送電サービスまたは臨時接続送電サービスが電灯定額接続送電サービスまたは電灯臨時定額接続送電サービスもしくは動力臨時定額接続送電サービスでないこと。	ハ　需要者に係る接続送電サービスまたは臨時接続送電サービスが電灯定額接続送電サービスまたは電灯臨時定額接続送電サービスもしくは動力臨時定額接続送電サービスでないこと。

託送供給等約款　新旧比較表

託送供給等約款　2024年10月1日実施	託送供給等約款　2025年4月1日実施
ニ　需要抑制量調整受電電力量の算定上，需要場所が30（計量）(4)に該当しないこと。 ホ　需要抑制契約者が，需要者にこの約款における需要者に関する事項を遵守させ，かつ，需要者がこの約款における需要者に関する事項を遵守する旨の承諾をすること。 ヘ　当社が分割接続供給を行なう供給地点において，需要抑制契約者は，15（供給および契約の単位）(2)イ(ｲ)または(ﾛ)により分割接続供給を受ける契約者に係る接続送電サービスまたは臨時接続送電サービスについて需要抑制量調整供給契約を希望される場合は，他の一方の契約者に係る接続送電サービスまたは臨時接続送電サービスについてもあわせて需要抑制量調整供給契約を締結すること。 (5) 電圧または周波数の変動等によって損害を受けるおそれがある発電者または需要者は，無停電電源装置の設置等必要な措置を講じていただきます。また，発電者または需要者が保安等のために必要とする電気については，その容量を明らかにしていただき，21（予備送電サービス）の申込みまたは保安用の発電設備の設置，蓄電池装置の設置等必要な措置を講じていただきます。	ニ　需要抑制量調整受電電力量の算定上，需要場所が30（計量）(4)に該当しないこと。 ホ　需要抑制契約者が，需要者にこの約款における需要者に関する事項を遵守させ，かつ，需要者がこの約款における需要者に関する事項を遵守する旨の承諾をすること。 ヘ　当社が分割接続供給を行なう供給地点において，需要抑制契約者は，15（供給および契約の単位）(2)イ(ｲ)または(ﾛ)により分割接続供給を受ける契約者に係る接続送電サービスまたは臨時接続送電サービスについて需要抑制量調整供給契約を希望される場合は，他の一方の契約者に係る接続送電サービスまたは臨時接続送電サービスについてもあわせて需要抑制量調整供給契約を締結すること。 (5) 電圧または周波数の変動等によって損害を受けるおそれがある発電者または需要者は，無停電電源装置の設置等必要な措置を講じていただきます。また，発電者または需要者が保安等のために必要とする電気については，その容量を明らかにしていただき，21（予備送電サービス）の申込みまたは保安用の発電設備の設置，蓄電池装置の設置等必要な措置を講じていただきます。
9　検討および契約の申込み 契約者が新たに接続供給契約もしくは振替供給契約を希望される場合，発電契約者が新たに発電量調整供給契約を希望される場合，発電者（当社と特定契約を締結する発電者〔発電契約者が発電者との間で電力受給に関する契約を締結している場合を除きます。〕を除きます。）が新たに系統連系受電契約を希望される場合または需要抑制契約者が新たに需要抑制量調整供給契約を希望される場合は，あらかじめこの約款を承認のうえ，次の手続きにより，契約者から託送供給の申込み，発電契約者から発電量調整供給の申込みまたは需要抑制契約者から需要抑制量調整供給の申込みをしていただきます。 (1) 受電側接続検討の申込み イ　当社は，契約者または発電契約者から小売電気事業，一般送配電事業，特定送配電事業または自己等への電気の供給の用に供する電気を受電（原則として高圧または特別高圧で受電する場合に限ります。また，接続供給または振替供給の場合は，受電地点が会社間連系点のときに限ります。）するにあたり，供給設備の新たな施設または変更についての検討（以下「受電側接続検討」といいます。）をいたします。 なお，他の接続供給契約もしくは振替供給契約または発電量調整供給契約等により既に連系されている受電地点については，受電側接続検討を省略することがあります。 ロ　契約者または発電契約者は，接続供給契約（受電地点が会社間連系点の場合に限ります。）もしくは振替供給契約（受電地点が会社間連系点の場合に限ります。）または発電量調整供給契約（発電者から電気を受電する場合に限ります。）の申込みに先だち，次の事項を明らかにして，当社所定の様式により，受電側接続検討の申込みをしていただきます。 (ｲ) 接続供給の場合 a　契約者の名称 b　代表契約者の名称（契約者が複数の場合に限ります。） c　当該接続供給に必要となる当社以外の一般送配電事業者または配電事業者との振替供給契約等の内容または申込内容 d　接続受電電力の最大値および最小値 e　接続供給の開始希望日	**9　検討および契約の申込み** 契約者が新たに接続供給契約もしくは振替供給契約を希望される場合，発電契約者が新たに発電量調整供給契約を希望される場合，発電者（当社と特定契約を締結する発電者〔発電契約者が発電者との間で電力受給に関する契約を締結している場合を除きます。〕を除きます。）が新たに系統連系受電契約を希望される場合または需要抑制契約者が新たに需要抑制量調整供給契約を希望される場合は，あらかじめこの約款を承認のうえ，次の手続きにより，契約者から託送供給の申込み，発電契約者から発電量調整供給の申込みまたは需要抑制契約者から需要抑制量調整供給の申込みをしていただきます。 (1) 受電側接続検討の申込み イ　当社は，契約者または発電契約者から小売電気事業，一般送配電事業，特定送配電事業または自己等への電気の供給の用に供する電気を受電（原則として高圧または特別高圧で受電する場合に限ります。また，接続供給または振替供給の場合は，受電地点が会社間連系点のときに限ります。）するにあたり，供給設備の新たな施設または変更についての検討（以下「受電側接続検討」といいます。）をいたします。 なお，他の接続供給契約もしくは振替供給契約または発電量調整供給契約等により既に連系されている受電地点については，受電側接続検討を省略することがあります。 ロ　契約者または発電契約者は，接続供給契約（受電地点が会社間連系点の場合に限ります。）もしくは振替供給契約（受電地点が会社間連系点の場合に限ります。）または発電量調整供給契約（発電者から電気を受電する場合に限ります。）の申込みに先だち，次の事項を明らかにして，当社所定の様式により，受電側接続検討の申込みをしていただきます。 (ｲ) 接続供給の場合 a　契約者の名称 b　代表契約者の名称（契約者が複数の場合に限ります。） c　当該接続供給に必要となる当社以外の一般送配電事業者または配電事業者との振替供給契約等の内容または申込内容 d　接続受電電力の最大値および最小値 e　接続供給の開始希望日

託送供給等約款　新旧比較表

託送供給等約款　2024 年 10 月 1 日実施	託送供給等約款　2025 年 4 月 1 日実施
(ﾛ) 振替供給の場合	(ﾛ) 振替供給の場合
a　契約者の名称	a　契約者の名称
b　当該振替供給に必要となる当社以外の一般送配電事業者または配電事業者との振替供給契約等の内容または申込内容	b　当該振替供給に必要となる当社以外の一般送配電事業者または配電事業者との振替供給契約等の内容または申込内容
c　振替供給に係る受電電力の最大値および最小値	c　振替供給に係る受電電力の最大値および最小値
d　供給地点	d　供給地点
e　振替供給の開始希望日	e　振替供給の開始希望日
(ﾊ) 発電量調整供給の場合	(ﾊ) 発電量調整供給の場合
a　発電契約者の名称	a　発電契約者の名称
b　発電者の名称，発電場所および受電地点	b　発電者の名称，発電場所および受電地点
c　発電設備等の発電・放電方式，発電・放電出力および系統安定上必要な仕様	c　発電設備等の発電・放電方式，発電・放電出力および系統安定上必要な仕様
d　発電量調整受電電力の最大値および最小値	d　発電量調整受電電力の最大値および最小値
e　受電地点における受電電圧	e　受電地点における受電電圧
f　受電地点における予備送電サービスの希望の有無および希望される予備送電サービスの種別	f　受電地点における予備送電サービスの希望の有無および希望される予備送電サービスの種別
g　発電場所における負荷設備および受電設備	g　発電場所における負荷設備および受電設備
h　発電量調整供給の開始希望日	h　発電量調整供給の開始希望日
ハ　検討期間および検討料	ハ　検討期間および検討料
(ｲ) 当社は，原則として受電側接続検討の申込みから 3 月以内に検討結果をお知らせいたします。	(ｲ) 当社は，原則として受電側接続検討の申込みから 3 月以内に検討結果をお知らせいたします。
(ﾛ) 当社は，1 受電地点 1 検討につき 22 万円を検討料として，受電側接続検討の申込み時に発電契約者から申し受けます。ただし，次の場合には，検討料を申し受けません。	(ﾛ) 当社は，1 受電地点 1 検討につき 22 万円を検討料として，受電側接続検討の申込み時に発電契約者から申し受けます。ただし，次の場合には，検討料を申し受けません。
a　検討を要しない場合	a　検討を要しない場合
b　受電側接続検討の回答後，他の発電契約者の契約の申込みにともなう連系予約（当該契約の申込みに係る発電設備等が送電系統へ連系されたものとして取り扱うことをいいます。）によって送電系統の状況が変化した場合等，受電側接続検討の前提となる事実関係に変動がある場合で，かつ，検討料を申し受けた受電側接続検討の回答日から1年以内に受け付けた受電側接続検討のとき。	b　受電側接続検討の回答後，他の発電契約者の契約の申込みにともなう連系予約（当該契約の申込みに係る発電設備等が送電系統へ連系されたものとして取り扱うことをいいます。）によって送電系統の状況が変化した場合等，受電側接続検討の前提となる事実関係に変動がある場合で，かつ，検討料を申し受けた受電側接続検討の回答日から1年以内に受け付けた受電側接続検討のとき。
(2) 供給側接続事前検討の申込み	(2) 供給側接続事前検討の申込み
イ　当社は，契約者が希望される場合に，契約者に小売電気事業，特定送配電事業または自己等への電気の供給の用に供する電気を供給するにあたり，工事の要否および工事が必要な場合の当該工事の種別についての検討（以下「供給側接続事前検討」といいます。）をいたします。	イ　当社は，契約者が希望される場合に，契約者に小売電気事業，特定送配電事業または自己等への電気の供給の用に供する電気を供給するにあたり，工事の要否および工事が必要な場合の当該工事の種別についての検討（以下「供給側接続事前検討」といいます。）をいたします。
ロ　契約者は，次の事項を明らかにして，当社所定の様式により，供給側接続事前検討の申込みをしていただきます。この場合，契約者への情報開示に係る需要者の承諾書（当社所定の様式によります。）をあわせて提出していただくことがあります。また，分割接続供給を希望される場合は，あらかじめ双方の契約者で協議のうえ，申込みをしていただきます。	ロ　契約者は，次の事項を明らかにして，当社所定の様式により，供給側接続事前検討の申込みをしていただきます。この場合，契約者への情報開示に係る需要者の承諾書（当社所定の様式によります。）をあわせて提出していただくことがあります。また，分割接続供給を希望される場合は，あらかじめ双方の契約者で協議のうえ，申込みをしていただきます。
(ｲ) 需要者の名称，用途，需要場所（供給地点特定番号を含みます。）および供給地点	(ｲ) 需要者の名称，用途，需要場所（供給地点特定番号を含みます。）および供給地点
(ﾛ) 契約電力（分割接続供給を希望される場合は，1 需要場所において使用できる最大電力〔キロワット〕といたします。），契約電流または契約容量	(ﾛ) 契約電力（分割接続供給を希望される場合は，1 需要場所において使用できる最大電力〔キロワット〕といたします。），契約電流または契約容量
(ﾊ) 供給地点における供給電気方式および供給電圧	(ﾊ) 供給地点における供給電気方式および供給電圧
(ﾆ) 負荷設備または主開閉器	(ﾆ) 負荷設備または主開閉器

託送供給等約款　新旧比較表

託送供給等約款　2024年10月1日実施	託送供給等約款　2025年4月1日実施
(ホ) 接続供給の開始希望日および使用期間 (ヘ) 供給地点における予備送電サービスの希望の有無および希望される予備送電サービスの種別 ハ　負荷設備，契約電力，契約電流または契約容量については，1年間を通じての最大の負荷を基準として，契約者から申し出ていただきます。この場合，1年間を通じての最大の負荷を確認するため，必要に応じて接続供給の開始希望日以降1年間の接続供給電力の計画値を当社所定の様式により申し出ていただきます。 ニ　当社は，原則として供給側接続事前検討の申込みから2週間以内に検討結果をお知らせいたします。 (3) 需要抑制量調整供給事前検討の申込み イ　当社は，需要抑制契約者が希望される場合に，特定卸供給の用に供する電気を受電するにあたり，工事の要否および工事が必要な場合の当該工事の種別についての検討（以下「需要抑制量調整供給事前検討」といいます。）をいたします。 ロ　需要抑制契約者は，次の事項を明らかにして，当社所定の様式により，需要抑制量調整供給事前検討の申込みをしていただきます。この場合，需要抑制契約者への情報開示に係る需要者の承諾書（当社所定の様式によります。）をあわせて提出していただくことがあります。 (イ) 需要抑制契約者の名称 (ロ) 需要者の名称，需要場所（供給地点特定番号を含みます。） (ハ) 需要抑制量調整供給の開始希望日 ハ　当社は，原則として需要抑制量調整供給事前検討の申込みから2週間以内に検討結果をお知らせいたします。 (4) 契約の申込み 契約者は，(1)ロ(イ)または(ロ)の事項およびイまたはロの事項を，発電契約者は，(1)ロ(ハ)の事項およびハの事項を，需要抑制契約者は，ニの事項を明らかにして，当社所定の様式により，接続供給契約，振替供給契約，発電量調整供給契約，系統連系受電契約または需要抑制量調整供給契約の申込みをしていただきます。この場合，8（契約の要件）(1)へおよび接続供給の実施に必要な需要者の情報を当社が契約者に対し提供することに関する需要者の契約者に対する承諾書の写し，8（契約の要件）(2)ホに定める要件を満たすことを証明する文書および8(契約の要件)(2)ヌに定める発電者の発電契約者に対する承諾書の写しまたは 8（契約の要件）(4)ホおよび需要抑制量調整供給の実施に必要な需要者の情報を当社が需要抑制契約者に対し提供することに関する需要者の需要抑制契約者に対する承諾書の写しをあわせて提出していただきます。ただし，発電契約者と発電者との間で締結する電力受給に関する契約等において，発電者が系統連系受電契約の締結について合意していることおよび発電者がこの約款に関する事項を遵守することを承諾していることが明らかな場合，契約者と需要者との間で締結する電力需給に関する契約等において，需要者がこの約款に関する事項を遵守することおよび接続供給の実施に必要な需要者の情報を，当社が契約者に対し提供することを承諾していることが明らかな場合または需要抑制契約者と需要者との間で締結する需要抑制に関する契約等において，需要者がこの約款に関する事項を遵守することおよび需要抑制量調整供給の実施に必要な需要者の情報を，当社が需要抑制契約者に対し提供することを承諾していることが明らかな場合で，当社が当該文書および承諾書の提出を不要と判断するときは，当該文書および承諾書の提出を省略することができるものといたします。 なお，自己等への電気の供給の用に供するための接続供給契約または振替供給契約を希望される場合は，8（契約の要件）(1)リに定める要件を満たすことを証明す	(ホ) 接続供給の開始希望日および使用期間 (ヘ) 供給地点における予備送電サービスの希望の有無および希望される予備送電サービスの種別 ハ　負荷設備，契約電力，契約電流または契約容量については，1年間を通じての最大の負荷を基準として，契約者から申し出ていただきます。この場合，1年間を通じての最大の負荷を確認するため，必要に応じて接続供給の開始希望日以降1年間の接続供給電力の計画値を当社所定の様式により申し出ていただきます。 ニ　当社は，原則として供給側接続事前検討の申込みから2週間以内に検討結果をお知らせいたします。 (3) 需要抑制量調整供給事前検討の申込み イ　当社は，需要抑制契約者が希望される場合に，特定卸供給の用に供する電気を受電するにあたり，工事の要否および工事が必要な場合の当該工事の種別についての検討（以下「需要抑制量調整供給事前検討」といいます。）をいたします。 ロ　需要抑制契約者は，次の事項を明らかにして，当社所定の様式により，需要抑制量調整供給事前検討の申込みをしていただきます。この場合，需要抑制契約者への情報開示に係る需要者の承諾書（当社所定の様式によります。）をあわせて提出していただくことがあります。 (イ) 需要抑制契約者の名称 (ロ) 需要者の名称，需要場所（供給地点特定番号を含みます。） (ハ) 需要抑制量調整供給の開始希望日 ハ　当社は，原則として需要抑制量調整供給事前検討の申込みから2週間以内に検討結果をお知らせいたします。 (4) 契約の申込み 契約者は，(1)ロ(イ)または(ロ)の事項およびイまたはロの事項を，発電契約者は，(1)ロ(ハ)の事項およびハの事項を，需要抑制契約者は，ニの事項を明らかにして，当社所定の様式により，接続供給契約，振替供給契約，発電量調整供給契約，系統連系受電契約または需要抑制量調整供給契約の申込みをしていただきます。この場合，8（契約の要件）(1)へおよび接続供給の実施に必要な需要者の情報を当社が契約者に対し提供することに関する需要者の契約者に対する承諾書の写し，8（契約の要件）(2)ホに定める要件を満たすことを証明する文書および8(契約の要件)(2)ヌに定める発電者の発電契約者に対する承諾書の写しまたは 8（契約の要件）(4)ホおよび需要抑制量調整供給の実施に必要な需要者の情報を当社が需要抑制契約者に対し提供することに関する需要者の需要抑制契約者に対する承諾書の写しをあわせて提出していただきます。ただし，発電契約者と発電者との間で締結する電力受給に関する契約等において，発電者が系統連系受電契約の締結について合意していることおよび発電者がこの約款に関する事項を遵守することを承諾していることが明らかな場合，契約者と需要者との間で締結する電力需給に関する契約等において，需要者がこの約款に関する事項を遵守することおよび接続供給の実施に必要な需要者の情報を，当社が契約者に対し提供することを承諾していることが明らかな場合または需要抑制契約者と需要者との間で締結する需要抑制に関する契約等において，需要者がこの約款に関する事項を遵守することおよび需要抑制量調整供給の実施に必要な需要者の情報を，当社が需要抑制契約者に対し提供することを承諾していることが明らかな場合で，当社が当該文書および承諾書の提出を不要と判断するときは，当該文書および承諾書の提出を省略することができるものといたします。 なお，自己等への電気の供給の用に供するための接続供給契約または振替供給契約を希望される場合は，8（契約の要件）(1)リに定める要件を満たすことを証明す

託送供給等約款　新旧比較表

託送供給等約款　2024年10月1日実施	託送供給等約款　2025年4月1日実施
る文書をあわせて提出していただきます。この場合，当社は，必要に応じて，所管の官庁にこの要件を満たすことの確認を行ないます。 　また，発電量調整供給契約を希望される場合で，電力広域的運営推進機関送配電等業務指針に定める保証金（以下「系統連系保証金」といい，その金額は電力広域的運営推進機関業務規程に定める方法により算定いたします。）を要するときは，系統連系保証金をお支払いいただき，かつ，電源接続案件一括検討プロセスにもとづき工事費負担金補償金を定めるときは，当社と工事費負担金の補償に関する契約を締結のうえ，(1)の申込みに対する当社の回答日から1年以内（電源接続案件一括検討プロセスにもとづき申込みをされる場合および海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律〔以下「再エネ海域利用法」といいます。〕第13条第2項第10号に規定する選定事業者〔以下「選定事業者」といいます。〕を発電者として申込みをされる場合を除きます。）に申込みをしていただくものとし，需要抑制量調整供給契約を希望される場合は，8（契約の要件）(4)イに定める要件を満たすことを証明する文書を提出していただきます。 イ　接続供給の場合 (ｲ) 需要者の名称，用途，需要場所（供給地点特定番号を含みます。）および供給地点 (ﾛ) 供給地点における供給電気方式および供給電圧 (ﾊ) 需要場所における負荷設備，主開閉器，受電設備および発電設備等 (ﾆ) 契約電力（分割接続供給を希望される場合は，申込みをされる契約者に係る接続送電サービス契約電力，臨時接続送電サービス契約電力または予備送電サービス契約電力といたします。），契約電流または契約容量 (ﾎ) 契約受電電力 (ﾍ) 希望される接続送電サービス，臨時接続送電サービスまたは予備送電サービスの種別（分割接続供給を希望される場合は，申込みをされる契約者に係る接続送電サービス，臨時接続送電サービスまたは予備送電サービスの種別といたします。） (ﾄ) 接続受電電力の計画値および接続供給電力の計画値 (ﾁ) 電気の調達先となる契約者，発電契約者または需要抑制契約者の名称および調達量の計画値 (ﾘ) 電気の販売先となる契約者，発電契約者または需要抑制契約者の名称および販売量の計画値 (ﾇ) 連絡体制 (ﾙ) 20（臨時接続送電サービス）を希望される場合には，契約使用期間（分割接続供給を希望される場合は，申込みをされる契約者に係る臨時接続送電サービスの契約使用期間といたします。） (ｦ) 分割接続供給を希望される場合，次の事項（あらかじめ双方の契約者で協議のうえ，申込みをしていただきます。） a　15（供給および契約の単位）(2)イまたはロのうち希望される分割接続供給の形態 b　15（供給および契約の単位）(2)イにより当社が分割接続供給を行なう場合，それぞれの契約者への分割接続供給の形態 c　15（供給および契約の単位）(2)イ(ｲ)により当社が分割接続供給を行なう場合，契約者があらかじめ定めた30分ごとの電力量（以下「通告電力量」といいます。）を当社に通知する契約者 d　15（供給および契約の単位）(2)ロにより当社が分割接続供給を行なう場合，それぞれの契約者へ分割接続供給する時間帯（以下「供給時間帯」とい	る文書をあわせて提出していただきます。この場合，当社は，必要に応じて，所管の官庁にこの要件を満たすことの確認を行ないます。 　また，発電量調整供給契約を希望される場合で，電力広域的運営推進機関送配電等業務指針に定める保証金（以下「系統連系保証金」といい，その金額は電力広域的運営推進機関業務規程に定める方法により算定いたします。）を要するときは，系統連系保証金をお支払いいただき，かつ，電源接続案件一括検討プロセスにもとづき工事費負担金補償金を定めるときは，当社と工事費負担金の補償に関する契約を締結のうえ，(1)の申込みに対する当社の回答日から1年以内（電源接続案件一括検討プロセスにもとづき申込みをされる場合および海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律〔以下「再エネ海域利用法」といいます。〕第13条第2項第10号に規定する選定事業者〔以下「選定事業者」といいます。〕を発電者として申込みをされる場合を除きます。）に申込みをしていただくものとし，需要抑制量調整供給契約を希望される場合は，8（契約の要件）(4)イに定める要件を満たすことを証明する文書を提出していただきます。 イ　接続供給の場合 (ｲ) 需要者の名称，用途，需要場所（供給地点特定番号を含みます。）および供給地点 (ﾛ) 供給地点における供給電気方式および供給電圧 (ﾊ) 需要場所における負荷設備，主開閉器，受電設備および発電設備等 (ﾆ) 契約電力（分割接続供給を希望される場合は，申込みをされる契約者に係る接続送電サービス契約電力，臨時接続送電サービス契約電力または予備送電サービス契約電力といたします。），契約電流または契約容量 (ﾎ) 契約受電電力 (ﾍ) 希望される接続送電サービス，臨時接続送電サービスまたは予備送電サービスの種別（分割接続供給を希望される場合は，申込みをされる契約者に係る接続送電サービス，臨時接続送電サービスまたは予備送電サービスの種別といたします。） (ﾄ) 接続受電電力の計画値および接続供給電力の計画値 (ﾁ) 電気の調達先となる契約者，発電契約者または需要抑制契約者の名称および調達量の計画値 (ﾘ) 電気の販売先となる契約者，発電契約者または需要抑制契約者の名称および販売量の計画値 (ﾇ) 連絡体制 (ﾙ) 20（臨時接続送電サービス）を希望される場合には，契約使用期間（分割接続供給を希望される場合は，申込みをされる契約者に係る臨時接続送電サービスの契約使用期間といたします。） (ｦ) 分割接続供給を希望される場合，次の事項（あらかじめ双方の契約者で協議のうえ，申込みをしていただきます。） a　15（供給および契約の単位）(2)イまたはロのうち希望される分割接続供給の形態 b　15（供給および契約の単位）(2)イにより当社が分割接続供給を行なう場合，それぞれの契約者への分割接続供給の形態 c　15（供給および契約の単位）(2)イ(ｲ)により当社が分割接続供給を行なう場合，契約者があらかじめ定めた30分ごとの電力量（以下「通告電力量」といいます。）を当社に通知する契約者 d　15（供給および契約の単位）(2)ロにより当社が分割接続供給を行なう場合，それぞれの契約者へ分割接続供給する時間帯（以下「供給時間帯」とい

託送供給等約款　新旧比較表

託送供給等約款　2024 年 10 月 1 日実施	託送供給等約款　2025 年 4 月 1 日実施
います。）および分割接続供給に係る料金その他の調整先となる契約者	います。）および分割接続供給に係る料金その他の調整先となる契約者
e　分割接続供給に係る料金その他の調整に使用する，1 供給地点につき，1 接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービス契約電力および接続送電サービスの種別	e　分割接続供給に係る料金その他の調整に使用する，1 供給地点につき，1 接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービス契約電力および接続送電サービスの種別
f　臨時接続送電サービスを希望される場合は，分割接続供給に係る料金その他の調整に使用する，1 供給地点につき，1 臨時接続送電サービスを適用したときの臨時接続送電サービス契約電力および臨時接続送電サービスの種別	f　臨時接続送電サービスを希望される場合は，分割接続供給に係る料金その他の調整に使用する，1 供給地点につき，1 臨時接続送電サービスを適用したときの臨時接続送電サービス契約電力および臨時接続送電サービスの種別
g　予備送電サービスを希望される場合は，分割接続供給に係る料金その他の調整に使用する，1 供給地点につき，1 予備送電サービスを適用したときの予備送電サービス契約電力および予備送電サービスの種別	g　予備送電サービスを希望される場合は，分割接続供給に係る料金その他の調整に使用する，1 供給地点につき，1 予備送電サービスを適用したときの予備送電サービス契約電力および予備送電サービスの種別
なお，負荷設備，契約電力，契約電流または契約容量については，1 年間を通じての最大の負荷を基準として，契約者から申し出ていただきます。この場合，1 年間を通じての最大の負荷を確認するため，必要に応じて接続供給の開始希望日以降 1 年間の接続供給電力の計画値を当社所定の様式により申し出ていただきます。	なお，負荷設備，契約電力，契約電流または契約容量については，1 年間を通じての最大の負荷を基準として，契約者から申し出ていただきます。この場合，1 年間を通じての最大の負荷を確認するため，必要に応じて接続供給の開始希望日以降 1 年間の接続供給電力の計画値を当社所定の様式により申し出ていただきます。
ロ　振替供給の場合	ロ　振替供給の場合
(ｲ) 連絡体制	(ｲ) 連絡体制
(ﾛ) 当社が小売電気事業，一般送配電事業，特定送配電事業または自己等への電気の供給の用に供する電気を振替供給する場合には，当該振替供給に係る当社以外の一般送配電事業者または配電事業者との接続供給契約等の内容または申込内容	(ﾛ) 当社が小売電気事業，一般送配電事業，特定送配電事業または自己等への電気の供給の用に供する電気を振替供給する場合には，当該振替供給に係る当社以外の一般送配電事業者または配電事業者との接続供給契約等の内容または申込内容
ハ　発電量調整供給の場合	ハ　発電量調整供給の場合
(ｲ) 発電場所の受電地点特定番号および発電設備等に係る供給地点の供給地点特定番号	(ｲ) 発電場所の受電地点特定番号および発電設備等に係る供給地点の供給地点特定番号
(ﾛ) 契約受電電力および同時最大受電電力	(ﾛ) 契約受電電力および同時最大受電電力
(ﾊ) 発電量調整受電計画電力	(ﾊ) 発電量調整受電計画電力
(ﾆ) 電気の調達先となる契約者，発電契約者または需要抑制契約者の名称および調達量の計画値	(ﾆ) 電気の調達先となる契約者，発電契約者または需要抑制契約者の名称および調達量の計画値
(ﾎ) 電気の販売先となる契約者，発電契約者または需要抑制契約者の名称および販売量の計画値	(ﾎ) 電気の販売先となる契約者，発電契約者または需要抑制契約者の名称および販売量の計画値
(ﾍ) 連絡体制	(ﾍ) 連絡体制
ニ　需要抑制量調整供給の場合	ニ　需要抑制量調整供給の場合
(ｲ) 需要抑制契約者の名称	(ｲ) 需要抑制契約者の名称
(ﾛ) 需要抑制量調整受電計画電力	(ﾛ) 需要抑制量調整受電計画電力
(ﾊ) 需要抑制を行なう場合の 30 分ごとの需要抑制量調整受電計画電力量に対応する，需要抑制の予定電力量（1 ベースラインに係る需要場所を複数とする場合で，当該ベースラインにもとづく需要抑制量調整受電計画電力量を設定するときは，需要場所ごとの需要抑制量調整供給に係る需要抑制の予定電力量といたします。）の最小値	(ﾊ) 需要抑制を行なう場合の 30 分ごとの需要抑制量調整受電計画電力量に対応する，需要抑制の予定電力量（1 ベースラインに係る需要場所を複数とする場合で，当該ベースラインにもとづく需要抑制量調整受電計画電力量を設定するときは，需要場所ごとの需要抑制量調整供給に係る需要抑制の予定電力量といたします。）の最小値
(ﾆ) 需要抑制を行なう場合の 30 分ごとの販売計画の最小値	(ﾆ) 需要抑制を行なう場合の 30 分ごとの販売計画の最小値
(ﾎ) 需要者の名称および需要場所（供給地点特定番号を含みます。）	(ﾎ) 需要者の名称および需要場所（供給地点特定番号を含みます。）
(ﾍ) 需要者と電力需給に関する契約等を締結している契約者の名称	(ﾍ) 需要者と電力需給に関する契約等を締結している契約者の名称
(ﾄ) 需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量および需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量の算定方法となる 31（電力および電力量の算定）(14)イまたはロ	(ﾄ) 需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量および需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量の算定方法となる 31（電力および電力量の算定）(14)イまたはロ
(ﾁ) 電気の調達先となる契約者，発電契約者または需要抑制契約者の名称および	(ﾁ) 電気の調達先となる契約者，発電契約者または需要抑制契約者の名称および

託送供給等約款　新旧比較表

託送供給等約款　2024年10月1日実施	託送供給等約款　2025年4月1日実施
調達量の計画値 (ﾘ) 電気の販売先となる契約者，発電契約者または需要抑制契約者の名称および販売量の計画値 (ﾇ) 需要抑制量調整供給の開始希望日 (ﾙ) 連絡体制 なお，需要抑制バランシンググループごとの(ﾄ)の算定方法となる31（電力および電力量の算定）(14)イまたはロのいずれかの適用を開始した後1年間は同一の算定方法の適用を継続していただくものといたします。	調達量の計画値 (ﾘ) 電気の販売先となる契約者，発電契約者または需要抑制契約者の名称および販売量の計画値 (ﾇ) 需要抑制量調整供給の開始希望日 (ﾙ) 連絡体制 なお，需要抑制バランシンググループごとの(ﾄ)の算定方法となる31（電力および電力量の算定）(14)イまたはロのいずれかの適用を開始した後1年間は同一の算定方法の適用を継続していただくものといたします。
(5) 当社は，接続供給契約（受電地点〔会社間連系点の場合に限ります。〕に係る事項に限ります。）または振替供給契約について，当日等の利用分および翌日等の利用分に限り，(4)に定める様式以外で当社が指定した方法により契約者に申込みをしていただくことがあります。また，当社は，受給契約等にもとづく連系線の利用に係る事項（当社以外の一般送配電事業者の連系線の利用に係る事項を含みます。）について，当社が指定した方法により契約者に提出していただくことがあります。この場合，当該申込み方法による申込みに係る託送供給の実施または受給契約等にもとづく連系線の利用に係る事項の提出にともなって必要となる事項に関する契約（以下「契約者に係る基本契約」といいます。）を当社とあらかじめ締結していただきます。 なお，契約者に係る基本契約の契約期間は，契約者と当社との協議が整った日から1年間とし，契約期間満了に先だって契約内容に変更がない場合は，契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものといたします。 また，契約者に係る基本契約で定める事項について，基本契約書を作成いたします。	(5) 当社は，接続供給契約（受電地点〔会社間連系点の場合に限ります。〕に係る事項に限ります。）または振替供給契約について，当日等の利用分および翌日等の利用分に限り，(4)に定める様式以外で当社が指定した方法により契約者に申込みをしていただくことがあります。また，当社は，受給契約等にもとづく連系線の利用に係る事項（当社以外の一般送配電事業者の連系線の利用に係る事項を含みます。）について，当社が指定した方法により契約者に提出していただくことがあります。この場合，当該申込み方法による申込みに係る託送供給の実施または受給契約等にもとづく連系線の利用に係る事項の提出にともなって必要となる事項に関する契約（以下「契約者に係る基本契約」といいます。）を当社とあらかじめ締結していただきます。 なお，契約者に係る基本契約の契約期間は，契約者と当社との協議がととのった日から1年間とし，契約期間満了に先だって契約内容に変更がない場合は，契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものといたします。 また，契約者に係る基本契約で定める事項について，基本契約書を作成いたします。
(6) 当社は，受給契約等にもとづく連系線の利用に係る事項（当社以外の一般送配電事業者の連系線の利用に係る事項を含みます。）について，当社が指定した方法により発電契約者に提出していただくことがあります。この場合，受給契約等にもとづく連系線の利用に係る事項の提出にともなって必要となる事項に関する契約（以下「発電契約者に係る基本契約」といいます。）を当社とあらかじめ締結していただきます。 なお，発電契約者に係る基本契約の契約期間は，発電契約者と当社との協議が整った日から1年間とし，契約期間満了に先だって契約内容に変更がない場合は，契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものといたします。 また，発電契約者に係る基本契約で定める事項について，基本契約書を作成いたします。	(6) 当社は，受給契約等にもとづく連系線の利用に係る事項（当社以外の一般送配電事業者の連系線の利用に係る事項を含みます。）について，当社が指定した方法により発電契約者に提出していただくことがあります。この場合，受給契約等にもとづく連系線の利用に係る事項の提出にともなって必要となる事項に関する契約（以下「発電契約者に係る基本契約」といいます。）を当社とあらかじめ締結していただきます。 なお，発電契約者に係る基本契約の契約期間は，発電契約者と当社との協議がととのった日から1年間とし，契約期間満了に先だって契約内容に変更がない場合は，契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものといたします。 また，発電契約者に係る基本契約で定める事項について，基本契約書を作成いたします。
(7) 当社は，受給契約等にもとづく連系線の利用に係る事項（当社以外の一般送配電事業者の連系線の利用に係る事項を含みます。）について，当社が指定した方法により需要抑制契約者に提出していただくことがあります。この場合，受給契約等にもとづく連系線の利用に係る事項の提出にともなって必要となる事項に関する契約（以下「需要抑制契約者に係る基本契約」といいます。）を当社とあらかじめ締結していただきます。 なお，需要抑制契約者に係る基本契約の契約期間は，需要抑制契約者と当社との協議が整った日から1年間とし，契約期間満了に先だって契約内容に変更がない場合は，契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものといたします。 また，需要抑制契約者に係る基本契約で定める事項について，基本契約書を作成いたします。	(7) 当社は，受給契約等にもとづく連系線の利用に係る事項（当社以外の一般送配電事業者の連系線の利用に係る事項を含みます。）について，当社が指定した方法により需要抑制契約者に提出していただくことがあります。この場合，受給契約等にもとづく連系線の利用に係る事項の提出にともなって必要となる事項に関する契約（以下「需要抑制契約者に係る基本契約」といいます。）を当社とあらかじめ締結していただきます。 なお，需要抑制契約者に係る基本契約の契約期間は，需要抑制契約者と当社との協議がととのった日から1年間とし，契約期間満了に先だって契約内容に変更がない場合は，契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものといたします。 また，需要抑制契約者に係る基本契約で定める事項について，基本契約書を作成いたします。
10　契約の成立および契約期間	**10　契約の成立および契約期間**

託送供給等約款　新旧比較表

託送供給等約款　2024年10月1日実施	託送供給等約款　2025年4月1日実施
(1) 接続供給契約は，接続供給契約の申込みを当社が承諾したときに，振替供給契約は，振替供給契約の申込みを当社が承諾したときに，発電量調整供給契約は，発電量調整供給契約の申込みを当社が承諾したときに，系統連系受電契約は，系統連系受電契約の申込みを当社が承諾したときに，需要抑制量調整供給契約は，需要抑制量調整供給契約の申込みを当社が承諾したときに，それぞれ成立いたします。 (2) 契約期間は，次によります。 イ　接続供給の場合 (イ) 契約期間は，20（臨時接続送電サービス）を利用される場合を除き，接続供給契約が成立した日から，料金適用開始の日以降1年目の日までといたします。 (ロ) 契約期間満了に先だって接続供給契約の消滅または変更がない場合は，接続供給契約は，契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものといたします。 (ハ) 20（臨時接続送電サービス）を利用される場合の契約期間は，接続供給契約が成立した日から，あらかじめ定めた契約使用期間満了の日までといたします。 ロ　発電量調整供給の場合 (イ) 契約期間は，発電設備等に係る供給地点において20（臨時接続送電サービス）が適用されている場合等特別の事情がある場合を除き，発電量調整供給契約または系統連系受電契約が成立した日から，料金適用開始の日以降1年目の日までといたします。 (ロ) 契約期間満了に先だって発電量調整供給契約または系統連系受電契約の消滅または変更がない場合は，発電量調整供給契約または系統連系受電契約は，契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものといたします。 (ハ) 契約期間は，発電設備等に係る供給地点において20（臨時接続送電サービス）が適用されている場合等特別の事情がある場合，発電量調整供給契約または系統連系受電契約が成立した日から，発電契約者または発電者と当社との協議により定めた日までといたします。 ハ　振替供給または需要抑制量調整供給の場合 契約期間は，振替供給契約または需要抑制量調整供給契約が成立した日から，契約者または需要抑制契約者の申込みにもとづき，契約者または需要抑制契約者と当社との協議により定めた日までといたします。ただし，特別の事情がない限り，契約期間は，振替供給または需要抑制量調整供給の開始日から起算して1年未満とならないものといたします。	(1) 接続供給契約は，接続供給契約の申込みを当社が承諾したときに，振替供給契約は，振替供給契約の申込みを当社が承諾したときに，発電量調整供給契約は，発電量調整供給契約の申込みを当社が承諾したときに，系統連系受電契約は，系統連系受電契約の申込みを当社が承諾したときに，需要抑制量調整供給契約は，需要抑制量調整供給契約の申込みを当社が承諾したときに，それぞれ成立いたします。 (2) 契約期間は，次によります。 イ　接続供給の場合 (イ) 契約期間は，20（臨時接続送電サービス）を利用される場合を除き，接続供給契約が成立した日から，料金適用開始の日以降1年目の日までといたします。 (ロ) 契約期間満了に先だって接続供給契約の消滅または変更がない場合は，接続供給契約は，契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものといたします。 (ハ) 20（臨時接続送電サービス）を利用される場合の契約期間は，接続供給契約が成立した日から，あらかじめ定めた契約使用期間満了の日までといたします。 ロ　発電量調整供給の場合 (イ) 契約期間は，発電設備等に係る供給地点において20（臨時接続送電サービス）が適用されている場合等特別の事情がある場合を除き，発電量調整供給契約または系統連系受電契約が成立した日から，料金適用開始の日以降1年目の日までといたします。 (ロ) 契約期間満了に先だって発電量調整供給契約または系統連系受電契約の消滅または変更がない場合は，発電量調整供給契約または系統連系受電契約は，契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものといたします。 (ハ) 契約期間は，発電設備等に係る供給地点において20（臨時接続送電サービス）が適用されている場合等特別の事情がある場合，発電量調整供給契約または系統連系受電契約が成立した日から，発電契約者または発電者と当社との協議により定めた日までといたします。 ハ　振替供給または需要抑制量調整供給の場合 契約期間は，振替供給契約または需要抑制量調整供給契約が成立した日から，契約者または需要抑制契約者の申込みにもとづき，契約者または需要抑制契約者と当社との協議により定めた日までといたします。ただし，特別の事情がない限り，契約期間は，振替供給または需要抑制量調整供給の開始日から起算して1年未満とならないものといたします。
11　託送供給等の開始 (1) 当社は，接続供給契約，振替供給契約，発電量調整供給契約，系統連系受電契約または需要抑制量調整供給契約の申込みを承諾したときには，契約者，発電契約者または需要抑制契約者と協議のうえ託送供給または電力量調整供給の開始日を定め，供給準備その他必要な手続きを経たのち，すみやかに託送供給または電力量調整供給を開始いたします。 (2) 当社は，天候，用地交渉，停電交渉等の事情によるやむをえない理由によって，あらかじめ定めた託送供給または電力量調整供給の開始日に託送供給または電力量調整供給ができないことが明らかになった場合には，その理由を契約者，発電契約者または需要抑制契約者にお知らせし，あらためて契約者，発電契約者または需要抑制契約者と協議のうえ，託送供給または電力量調整供給の開始日を定めて託送供給または電力量調整供給を開始いたします。	**11　託送供給等の開始** (1) 当社は，接続供給契約，振替供給契約，発電量調整供給契約，系統連系受電契約または需要抑制量調整供給契約の申込みを承諾したときには，契約者，発電契約者または需要抑制契約者と協議のうえ託送供給または電力量調整供給の開始日を定め，供給準備その他必要な手続きを経たのち，すみやかに託送供給または電力量調整供給を開始いたします。 (2) 当社は，天候，用地交渉，停電交渉等の事情によるやむをえない理由によって，あらかじめ定めた託送供給または電力量調整供給の開始日に託送供給または電力量調整供給ができないことが明らかになった場合には，その理由を契約者，発電契約者または需要抑制契約者にお知らせし，あらためて契約者，発電契約者または需要抑制契約者と協議のうえ，託送供給または電力量調整供給の開始日を定めて託送供給または電力量調整供給を開始いたします。
12　供給準備その他必要な手続きのための協力	**12　供給準備その他必要な手続きのための協力**

託送供給等約款　新旧比較表

<table>
<tr><th>託送供給等約款　2024 年 10 月 1 日実施</th><th>託送供給等約款　2025 年 4 月 1 日実施</th></tr>
<tr><td>契約者，発電契約者，需要抑制契約者，発電者または需要者は，当該託送供給または電力量調整供給の実施にともない当社が施設または所有する供給設備の工事および維持のために必要な用地の確保等について協力していただきます。</td><td>契約者，発電契約者，需要抑制契約者，発電者または需要者は，当該託送供給または電力量調整供給の実施にともない当社が施設または所有する供給設備の工事および維持のために必要な用地の確保等について協力していただきます。</td></tr>
<tr><td>13　電気方式，電圧および周波数
(1) 受電電気方式は，受電電圧に応じて，次のとおりといたします。
<table><tr><td rowspan="2">受電電圧</td><td>低圧</td><td>交流単相 2 線式，交流単相 3 線式または交流 3 相 3 線式</td></tr><tr><td>高圧または特別高圧</td><td>交流 3 相 3 線式</td></tr></table>(2) 供給電気方式は，供給電圧および接続送電サービス，臨時接続送電サービスまたは予備送電サービスに応じて，Ⅲ（料金）の各項に定めるところによります。
(3) 受電電圧は，会社間連系点を受電地点とする場合を除き，原則として，受電地点（1 建物内の 2 以上の発電場所から共同引込線〔2 以上の発電場所または需要場所に対して 1 引込みにより電気を受電または供給するための引込線をいいます。〕による 1 引込みで電気を受電する場合の受電地点は，発電場所ごとに異なる地点とみなします。）における契約受電電力（発電場所における発電設備等，受電設備および負荷設備等を基準として，発電契約者と当社との協議により受電地点ごとに定めます。）に応じて，次のとおりといたします。
<table><tr><td rowspan="5">契約受電電力</td><td>50 キロワット未満</td><td>標準電圧　100 ボルトまたは 200 ボルト</td></tr><tr><td>50 キロワット以上
2,000 キロワット未満</td><td>標準電圧　6,000 ボルト</td></tr><tr><td>2,000 キロワット以上
10,000 キロワット未満</td><td>標準電圧　30,000 ボルト</td></tr><tr><td>10,000 キロワット以上
50,000 キロワット未満</td><td>標準電圧　60,000 ボルト</td></tr><tr><td>50,000 キロワット以上</td><td>標準電圧　140,000 ボルト</td></tr></table>(4) 供給電圧は，会社間連系点を供給地点とする場合を除き，接続送電サービス，臨時接続送電サービスまたは予備送電サービスに応じて，Ⅲ（料金）の各項に定めるところによります。
ただし，接続送電サービス契約電力が 500 キロワット未満である場合（契約者が新たに供給地点への接続供給を開始される場合または需要場所における受電設備を変更される場合等に限ります。）は，別表 1（契約設備電力の算定）により定めた供給地点（1 建物内の 2 以上の需要場所に共同引込線による 1 引込みで電気を供給する場合の供給地点は，需要場所ごとに異なる地点とみなします。）における契約設備電力に応じて次のとおりといたします。
<table><tr><td rowspan="2">契約設備電力</td><td>50 キロワット未満</td><td>標準電圧　100 ボルトまたは 200 ボルト</td></tr><tr><td>50 キロワット以上</td><td>標準電圧　6,000 ボルト</td></tr></table>なお，1 需要場所において，電灯標準接続送電サービス，電灯時間帯別接続送電サービスまたは電灯従量接続送電サービスと動力標準接続送電サービス，動力時間帯別接続送電サービスまたは動力従量接続送電サービスとをあわせて契約する場合，契約設備電力の合計が 50 キロワット未満となるときの供給電圧は原則として標準電圧 100 ボルトまたは 200 ボルトとし，契約設備電力の合計が 50 キロワット以上となるときの供給電圧は原則として標準電圧 6,000 ボルトといたします。ただ</td><td>13　電気方式，電圧および周波数
(1) 受電電気方式は，受電電圧に応じて，次のとおりといたします。
<table><tr><td rowspan="2">受電電圧</td><td>低圧</td><td>交流単相 2 線式，交流単相 3 線式または交流 3 相 3 線式</td></tr><tr><td>高圧または特別高圧</td><td>交流 3 相 3 線式</td></tr></table>(2) 供給電気方式は，供給電圧および接続送電サービス，臨時接続送電サービスまたは予備送電サービスに応じて，Ⅲ（料金）の各項に定めるところによります。
(3) 受電電圧は，会社間連系点を受電地点とする場合を除き，原則として，受電地点（1 建物内の 2 以上の発電場所から共同引込線〔2 以上の発電場所または需要場所に対して 1 引込みにより電気を受電または供給するための引込線をいいます。〕による 1 引込みで電気を受電する場合の受電地点は，発電場所ごとに異なる地点とみなします。）における契約受電電力（発電場所における発電設備等，受電設備および負荷設備等を基準として，発電契約者と当社との協議により受電地点ごとに定めます。）に応じて，次のとおりといたします。
<table><tr><td rowspan="5">契約受電電力</td><td>50 キロワット未満</td><td>標準電圧　100 ボルトまたは 200 ボルト</td></tr><tr><td>50 キロワット以上
2,000 キロワット未満</td><td>標準電圧　6,000 ボルト</td></tr><tr><td>2,000 キロワット以上
10,000 キロワット未満</td><td>標準電圧　30,000 ボルト</td></tr><tr><td>10,000 キロワット以上
50,000 キロワット未満</td><td>標準電圧　60,000 ボルト</td></tr><tr><td>50,000 キロワット以上</td><td>標準電圧　140,000 ボルト</td></tr></table>(4) 供給電圧は，会社間連系点を供給地点とする場合を除き，接続送電サービス，臨時接続送電サービスまたは予備送電サービスに応じて，Ⅲ（料金）の各項に定めるところによります。
ただし，接続送電サービス契約電力が 500 キロワット未満である場合（契約者が新たに供給地点への接続供給を開始される場合または需要場所における受電設備を変更される場合等に限ります。）は，別表 1（契約設備電力の算定）により定めた供給地点（1 建物内の 2 以上の需要場所に共同引込線による 1 引込みで電気を供給する場合の供給地点は，需要場所ごとに異なる地点とみなします。）における契約設備電力に応じて次のとおりといたします。
<table><tr><td rowspan="2">契約設備電力</td><td>50 キロワット未満</td><td>標準電圧　100 ボルトまたは 200 ボルト</td></tr><tr><td>50 キロワット以上</td><td>標準電圧　6,000 ボルト</td></tr></table>なお，1 需要場所において，電灯標準接続送電サービス，電灯時間帯別接続送電サービスまたは電灯従量接続送電サービスと動力標準接続送電サービス，動力時間帯別接続送電サービスまたは動力従量接続送電サービスとをあわせて契約する場合，契約設備電力の合計が 50 キロワット未満となるときの供給電圧は原則として標準電圧 100 ボルトまたは 200 ボルトとし，契約設備電力の合計が 50 キロワット以上となるときの供給電圧は原則として標準電圧 6,000 ボルトといたします。ただ</td></tr>
</table>

託送供給等約款　新旧比較表

託送供給等約款　2024 年 10 月 1 日実施	託送供給等約款　2025 年 4 月 1 日実施
し，契約者が希望され，かつ，電気の使用状態，当社の供給設備の状況等から当社が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは，契約設備電力の合計が 50 キロワット以上であっても，標準電圧 100 ボルトまたは 200 ボルトとすることがあります。この場合，当社は，需要者の土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。	し，契約者が希望され，かつ，電気の使用状態，当社の供給設備の状況等から当社が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは，契約設備電力の合計が 50 キロワット以上であっても，標準電圧 100 ボルトまたは 200 ボルトとすることがあります。この場合，当社は，需要者の土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。
(5) 受電電圧については発電者に，供給電圧については需要者に特別の事情がある場合または当社の供給設備の都合でやむをえない場合には，(3)または(4)に定める当該標準電圧より上位または下位の電圧で，受電または供給することがあります。	(5) 受電電圧については発電者に，供給電圧については需要者に特別の事情がある場合または当社の供給設備の都合でやむをえない場合には，(3)または(4)に定める当該標準電圧より上位または下位の電圧で，受電または供給することがあります。
(6) 周波数は，標準周波数 50 ヘルツといたします。	(6) 周波数は，標準周波数 50 ヘルツといたします。
14　発電場所および需要場所	**14　発電場所および需要場所**
(1) 当社は，原則として，1 構内をなすものは 1 構内を 1 発電場所または 1 需要場所とし，これによりがたい場合には，イおよびロによります。 なお，1 構内をなすものとは，さく，へい等によって区切られ公衆が自由に出入りできない区域であって，原則として区域内の各建物が同一会計主体に属するものをいいます。ただし，複数の発電設備等を隣接した構内に設置する場合は，正当な理由がない限り，1 構内をなすものとみなします。	(1) 当社は，原則として，1 構内をなすものは 1 構内を 1 発電場所または 1 需要場所とし，これによりがたい場合には，イおよびロによります。 なお，1 構内をなすものとは，さく，へい等によって区切られ公衆が自由に出入りできない区域であって，原則として区域内の各建物が同一会計主体に属するものをいいます。ただし，複数の発電設備等を隣接した構内に設置する場合は，正当な理由がない限り，1 構内をなすものとみなします。
イ　当社は，1 建物をなすものは 1 建物を 1 発電場所または 1 需要場所とし，これによりがたい場合には，ロによります。 なお，1 建物をなすものとは，独立した 1 建物をいいます。ただし，複数の建物であっても，それぞれが地上または地下において連結され，かつ，各建物の所有者および使用者が同一のとき等建物としての一体性を有していると認められる場合は，1 建物をなすものとみなします。また，看板灯，庭園灯，門灯等建物に付属した屋外電灯は，建物と同一の発電場所または需要場所といたします。	イ　当社は，1 建物をなすものは 1 建物を 1 発電場所または 1 需要場所とし，これによりがたい場合には，ロによります。 なお，1 建物をなすものとは，独立した 1 建物をいいます。ただし，複数の建物であっても，それぞれが地上または地下において連結され，かつ，各建物の所有者および使用者が同一のとき等建物としての一体性を有していると認められる場合は，1 建物をなすものとみなします。また，看板灯，庭園灯，門灯等建物に付属した屋外電灯は，建物と同一の発電場所または需要場所といたします。
ロ　構内または建物の特殊な場合には，次によります。	ロ　構内または建物の特殊な場合には，次によります。
(ｲ) 居住用の建物の場合 1 建物に会計主体の異なる部分がある場合で，次のいずれにも該当するときは，各部分をそれぞれ 1 発電場所または 1 需要場所とすることができます。この場合には，共用する部分を原則として 1 発電場所または 1 需要場所といたします。 a　各部分の間が固定的な隔壁または扉で明確に区分されていること。 b　各部分の屋内配線設備が相互に分離して施設されていること。 c　各部分が世帯単位の居住に必要な機能（炊事のための設備等）を有すること。	(ｲ) 居住用の建物の場合 1 建物に会計主体の異なる部分がある場合で，次のいずれにも該当するときは，各部分をそれぞれ 1 発電場所または 1 需要場所とすることができます。この場合には，共用する部分を原則として 1 発電場所または 1 需要場所といたします。 a　各部分の間が固定的な隔壁または扉で明確に区分されていること。 b　各部分の屋内配線設備が相互に分離して施設されていること。 c　各部分が世帯単位の居住に必要な機能（炊事のための設備等）を有すること。
(ﾛ) 居住用以外の建物の場合 1 建物に会計主体の異なる部分がある場合で，各部分の間が固定的な隔壁で明確に区分され，かつ，共用する部分がないときまたは各部分の所有者が異なるときは，各部分をそれぞれ 1 発電場所または 1 需要場所とすることができます。この場合には，共用する部分を原則として 1 発電場所または 1 需要場所といたします。	(ﾛ) 居住用以外の建物の場合 1 建物に会計主体の異なる部分がある場合で，各部分の間が固定的な隔壁で明確に区分され，かつ，共用する部分がないときまたは各部分の所有者が異なるときは，各部分をそれぞれ 1 発電場所または 1 需要場所とすることができます。この場合には，共用する部分を原則として 1 発電場所または 1 需要場所といたします。
(ﾊ) 居住用部分と居住用以外の部分からなる建物の場合 1 建物に居住用部分と居住用以外の部分がある場合は，(ﾛ)に準ずるものといたします。ただし，アパートと店舗からなる建物等居住用部分と居住用以外の部分の間が固定的な隔壁で明確に区分されている建物の場合は，居住用部分に限り(ｲ)に準ずるものといたします。	(ﾊ) 居住用部分と居住用以外の部分からなる建物の場合 1 建物に居住用部分と居住用以外の部分がある場合は，(ﾛ)に準ずるものといたします。ただし，アパートと店舗からなる建物等居住用部分と居住用以外の部分の間が固定的な隔壁で明確に区分されている建物の場合は，居住用部分に限り(ｲ)に準ずるものといたします。
(2) 隣接する複数の構内の場合で，それぞれの構内において営む事業の相互の関連性が高いときは，(1)にかかわらず，その隣接する複数の構内を 1 発電場所または 1	(2) 隣接する複数の構内の場合で，それぞれの構内において営む事業の相互の関連性が高いときは，(1)にかかわらず，その隣接する複数の構内を 1 発電場所または 1

託送供給等約款　新旧比較表

託送供給等約款　2024年10月1日実施	託送供給等約款　2025年4月1日実施
需要場所とすることがあります。 (3) 道路その他公共の用に供せられる土地（(1)に定める構内または(2)に定める隣接する複数の構内を除きます。）において，街路灯等が設置されている場合は，その設置されている場所を1発電場所または1需要場所といたします。 (4) (1)に定める1構内，(1)イに定める1建物，(2)に定める隣接する複数の構内または(3)に定める設置されている場所（以下「原需要場所等」といいます。）において，災害による被害を防ぐための措置，温室効果ガス等の排出の抑制等のための措置，または電気工作物の設置および運用の合理化のための措置その他の電気の使用者の利益に資する措置にともない必要な設備を新たに使用する際に，当該設備が施設された区域または部分（以下「特例区域等」といいます。）の契約者または発電契約者からの申出がある場合で，次のいずれにも該当するときは，(1)，(2)または(3)にかかわらず，特例区域等を1発電場所または1需要場所といたします。 イ　次の事項について，原需要場所等から特例区域等を除いた区域または部分（以下「非特例区域等」といいます。）の発電者または需要者の承諾をえていること。 (ｲ) 非特例区域等について，(1)，(2)または(3)に準じて発電場所または需要場所を定めること。 (ﾛ) 当社が特例区域等における業務を実施するため，43（発電場所および需要場所への立入りによる業務の実施）に準じて，非特例区域等の発電者または需要者の土地または建物に立ち入らせていただく場合には，正当な理由がない限り，立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただくこと。 ロ　特例区域等と非特例区域等の間が外観上区分されていること。 ハ　特例区域等と非特例区域等の配線設備が相互に分離して施設されていること。 ニ　当社が非特例区域等における業務を実施するため，43（発電場所および需要場所への立入りによる業務の実施）に準じて，特例区域等の発電者または需要者の土地または建物に立ち入らせていただく場合には，正当な理由がない限り，立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただくこと。 ホ　特例区域等を1発電場所または1需要場所とすることが社会的経済的事情に照らし不適当でなく，他の電気の使用者の利益を著しく阻害するおそれがないこと。	需要場所とすることがあります。 (3) 道路その他公共の用に供せられる土地（(1)に定める構内または(2)に定める隣接する複数の構内を除きます。）において，街路灯等が設置されている場合は，その設置されている場所を1発電場所または1需要場所といたします。 (4) (1)に定める1構内，(1)イに定める1建物，(2)に定める隣接する複数の構内または(3)に定める設置されている場所（以下「原需要場所等」といいます。）において，災害による被害を防ぐための措置，温室効果ガス等の排出の抑制等のための措置，または電気工作物の設置および運用の合理化のための措置その他の電気の使用者の利益に資する措置にともない必要な設備を新たに使用する際に，当該設備が施設された区域または部分（以下「特例区域等」といいます。）の契約者または発電契約者からの申出がある場合で，次のいずれにも該当するときは，(1)，(2)または(3)にかかわらず，特例区域等を1発電場所または1需要場所といたします。 イ　次の事項について，原需要場所等から特例区域等を除いた区域または部分（以下「非特例区域等」といいます。）の発電者または需要者の承諾をえていること。 (ｲ) 非特例区域等について，(1)，(2)または(3)に準じて発電場所または需要場所を定めること。 (ﾛ) 当社が特例区域等における業務を実施するため，43（発電場所および需要場所への立入りによる業務の実施）に準じて，非特例区域等の発電者または需要者の土地または建物に立ち入らせていただく場合には，正当な理由がない限り，立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただくこと。 ロ　特例区域等と非特例区域等の間が外観上区分されていること。 ハ　特例区域等と非特例区域等の配線設備が相互に分離して施設されていること。 ニ　当社が非特例区域等における業務を実施するため，43（発電場所および需要場所への立入りによる業務の実施）に準じて，特例区域等の発電者または需要者の土地または建物に立ち入らせていただく場合には，正当な理由がない限り，立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただくこと。 ホ　特例区域等を1発電場所または1需要場所とすることが社会的経済的事情に照らし不適当でなく，他の電気の使用者の利益を著しく阻害するおそれがないこと。
15　供給および契約の単位 (1) 当社は，次の場合を除き，1需要場所について1接続送電サービスまたは1臨時接続送電サービスを適用し，1電気方式，1引込みおよび1計量をもって託送供給を行ない，1発電場所について1系統連系受電サービスを適用（当社が特定契約を締結している場合〔発電契約者が発電者との間で電力受給に関する契約を締結している場合を除きます。〕を除きます。）し，1電気方式，1引込みおよび1計量をもって発電量調整供給を行ないます。 イ　1需要場所につき，(ｲ)および(ﾛ)の2臨時接続送電サービスをあわせて契約する場合，または，次の1臨時接続送電サービス（(ｲ)および(ﾛ)の2臨時接続送電サービスをあわせて契約する場合またはへの場合は，2臨時接続送電サービスといたします。）とこれ以外の1接続送電サービス（ロまたはへの場合は，2接続送電サービスといたします。）とをあわせて契約する場合 (ｲ) 電灯臨時定額接続送電サービスおよび電灯臨時接続送電サービスのうちの1臨時接続送電サービス (ﾛ) 動力臨時定額接続送電サービスおよび動力臨時接続送電サービスのうちの1臨時接続送電サービス (ﾊ) 高圧臨時接続送電サービス (ﾆ) 特別高圧臨時接続送電サービス	**15　供給および契約の単位** (1) 当社は，次の場合を除き，1需要場所について1接続送電サービスまたは1臨時接続送電サービスを適用し，1電気方式，1引込みおよび1計量をもって託送供給を行ない，1発電場所について1系統連系受電サービスを適用（当社が特定契約を締結している場合〔発電契約者が発電者との間で電力受給に関する契約を締結している場合を除きます。〕を除きます。）し，1電気方式，1引込みおよび1計量をもって発電量調整供給を行ないます。 イ　1需要場所につき，(ｲ)および(ﾛ)の2臨時接続送電サービスをあわせて契約する場合，または，次の1臨時接続送電サービス（(ｲ)および(ﾛ)の2臨時接続送電サービスをあわせて契約する場合またはへの場合は，2臨時接続送電サービスといたします。）とこれ以外の1接続送電サービス（ロまたはへの場合は，2接続送電サービスといたします。）とをあわせて契約する場合 (ｲ) 電灯臨時定額接続送電サービスおよび電灯臨時接続送電サービスのうちの1臨時接続送電サービス (ﾛ) 動力臨時定額接続送電サービスおよび動力臨時接続送電サービスのうちの1臨時接続送電サービス (ﾊ) 高圧臨時接続送電サービス (ﾆ) 特別高圧臨時接続送電サービス

託送供給等約款　新旧比較表

託送供給等約款　2024年10月1日実施	託送供給等約款　2025年4月1日実施
ロ　電灯または小型機器と動力とをあわせて使用する需要者に供給する場合で，次の2接続送電サービスをあわせて契約する場合	ロ　電灯または小型機器と動力とをあわせて使用する需要者に供給する場合で，次の2接続送電サービスをあわせて契約する場合
(ｲ) 電灯定額接続送電サービス，電灯標準接続送電サービス，電灯時間帯別接続送電サービスおよび電灯従量接続送電サービスのうちの1接続送電サービス	(ｲ) 電灯定額接続送電サービス，電灯標準接続送電サービス，電灯時間帯別接続送電サービスおよび電灯従量接続送電サービスのうちの1接続送電サービス
(ﾛ) 動力標準接続送電サービス，動力時間帯別接続送電サービスおよび動力従量接続送電サービスのうちの1接続送電サービス	(ﾛ) 動力標準接続送電サービス，動力時間帯別接続送電サービスおよび動力従量接続送電サービスのうちの1接続送電サービス
ハ　共同引込線による引込みで託送供給または発電量調整供給を行なう場合	ハ　共同引込線による引込みで託送供給または発電量調整供給を行なう場合
ニ　予備送電サービスをあわせて契約する場合	ニ　予備送電サービスをあわせて契約する場合
ホ　災害による被害を防ぐための措置，温室効果ガス等の排出の抑制等のための措置，または電気工作物の設置および運用の合理化のための措置その他の電気の使用者の利益に資する措置にともない，契約者または発電契約者からの申出がある場合で，当社が技術上，保安上適当と認めたとき。	ホ　災害による被害を防ぐための措置，温室効果ガス等の排出の抑制等のための措置，または電気工作物の設置および運用の合理化のための措置その他の電気の使用者の利益に資する措置にともない，契約者または発電契約者からの申出がある場合で，当社が技術上，保安上適当と認めたとき。
ヘ　(2)イまたはロにより当社が分割接続供給を行なう場合	ヘ　(2)イまたはロにより当社が分割接続供給を行なう場合
ト　その他技術上，経済上やむをえない場合等特別の事情がある場合	ト　その他技術上，経済上やむをえない場合等特別の事情がある場合
(2) 接続供給の場合，当社は，あらかじめ定めた発電契約者または電力広域的運営推進機関が定めた発電契約者および需要場所について，1接続供給契約を結び，1需要バランシンググループを設定いたします。この場合，それぞれの需要場所は原則として1接続供給契約に属するものとし，また，当社は，原則として，1契約者に対して1接続供給契約を結びます。 なお，電気鉄道の場合で，負荷が移動するために同一送電系統に属する2以上の供給地点において常時電気の供給を受ける契約者が希望されるときは，その料金その他の供給条件について複数供給地点を1供給地点とみなすことがあります。 また，当社は，分割接続供給の場合，1需要場所につき，2契約者にそれぞれ1接続供給契約を適用し，原則として2接続送電サービスまたは2臨時接続送電サービスを適用のうえ，1電気方式，1引込みおよび1計量をもって次のいずれかの形態で分割接続供給を行ないます。	(2) 接続供給の場合，当社は，あらかじめ定めた発電契約者または電力広域的運営推進機関が定めた発電契約者および需要場所について，1接続供給契約を結び，1需要バランシンググループを設定いたします。この場合，それぞれの需要場所は原則として1接続供給契約に属するものとし，また，当社は，原則として，1契約者に対して1接続供給契約を結びます。 なお，電気鉄道の場合で，負荷が移動するために同一送電系統に属する2以上の供給地点において常時電気の供給を受ける契約者が希望されるときは，その料金その他の供給条件について複数供給地点を1供給地点とみなすことがあります。 また，当社は，分割接続供給の場合，1需要場所につき，2契約者にそれぞれ1接続供給契約を適用し，原則として2接続送電サービスまたは2臨時接続送電サービスを適用のうえ，1電気方式，1引込みおよび1計量をもって次のいずれかの形態で分割接続供給を行ないます。
イ　当社が，1需要場所において，あらかじめ定めた量の電気の供給を行なう契約者（以下「非需要追随供給者」といいます。）およびそれ以外の電気の供給を行なう契約者（以下「需要追随供給者」といいます。）に分割接続供給を行なう形態 なお，非需要追随供給者への分割接続供給は，次のいずれかの方法で行ないます。 (ｲ) 当社が，通告電力量に応じて分割接続供給を行なう方法 (ﾛ) 当社が，すべての時間帯において，一定の電力量（原則として，19〔接続送電サービス〕(2)イ(ﾍ)a，ロまたは20〔臨時接続送電サービス〕(2)ロの非需要追随供給者に係る接続送電サービス契約電力または臨時接続送電サービス契約電力の値を2で除した値をいいます。以下「ベース電力量」といいます。）で分割接続供給を行なう方法	イ　当社が，1需要場所において，あらかじめ定めた量の電気の供給を行なう契約者（以下「非需要追随供給者」といいます。）およびそれ以外の電気の供給を行なう契約者（以下「需要追随供給者」といいます。）に分割接続供給を行なう形態 なお，非需要追随供給者への分割接続供給は，次のいずれかの方法で行ないます。 (ｲ) 当社が，通告電力量に応じて分割接続供給を行なう方法 (ﾛ) 当社が，すべての時間帯において，一定の電力量（原則として，19〔接続送電サービス〕(2)イ(ﾍ)a，ロまたは20〔臨時接続送電サービス〕(2)ロの非需要追随供給者に係る接続送電サービス契約電力または臨時接続送電サービス契約電力の値を2で除した値をいいます。以下「ベース電力量」といいます。）で分割接続供給を行なう方法
ロ　当社が，1需要場所において，供給時間帯ごとに，それぞれの契約者に分割接続供給を行なう形態	ロ　当社が，1需要場所において，供給時間帯ごとに，それぞれの契約者に分割接続供給を行なう形態
(3) 振替供給の場合，当社は，原則として，あらかじめ定めた発電契約者または電力広域的運営推進機関が定めた発電契約者（発電契約者が複数ある場合は，同一の一般送配電事業者または同一の配電事業者と発電量調整供給契約を締結するものといたします。）および1供給地点（当社以外の一般送配電事業者または配電事業者との接続供給契約ごとに1供給地点とみなします。）について，1振替供給契約を結びます。	(3) 振替供給の場合，当社は，原則として，あらかじめ定めた発電契約者または電力広域的運営推進機関が定めた発電契約者（発電契約者が複数ある場合は，同一の一般送配電事業者または同一の配電事業者と発電量調整供給契約を締結するものといたします。）および1供給地点（当社以外の一般送配電事業者または配電事業者との接続供給契約ごとに1供給地点とみなします。）について，1振替供給契約を結びます。
(4) 発電量調整供給の場合，当社は，原則として，あらかじめ定めた発電場所（発電	(4) 発電量調整供給の場合，当社は，原則として，あらかじめ定めた発電場所（発電

託送供給等約款　新旧比較表

託送供給等約款　2024年10月1日実施	託送供給等約款　2025年4月1日実施
場所が複数ある場合は，同一の一般送配電事業者の供給設備に接続するものといたします。）および発電バランシンググループについて，1発電量調整供給契約を結びます。また，当社は，当社が特定契約を締結している場合（発電契約者が発電者との間で電力受給に関する契約を締結している場合を除きます。）を除き，原則として，あらかじめ定めた発電場所について，1系統連系受電契約を結びます。	場所が複数ある場合は，同一の一般送配電事業者の供給設備に接続するものといたします。）および発電バランシンググループについて，1発電量調整供給契約を結びます。また，当社は，当社が特定契約を締結している場合（発電契約者が発電者との間で電力受給に関する契約を締結している場合を除きます。）を除き，原則として，あらかじめ定めた発電場所について，1系統連系受電契約を結びます。
なお，低圧の受電地点に係る発電場所および当社または当社の供給区域で事業を営む配電事業者が指定する系統運用上必要な調整機能を有する発電設備等であって別途当社または当社の供給区域で事業を営む配電事業者と調整に関する契約を締結する設備（極短周期成分に対応する周波数制御用の調整機能のみを提供する場合を除きます。以下「調整電源」といいます。）に該当する発電場所は，原則として1発電バランシンググループに属するものといたします。この場合，調整電源に該当する発電場所は，原則として発電場所ごとに発電バランシンググループを設定していただきます。	なお，低圧の受電地点に係る発電場所および当社または当社の供給区域で事業を営む配電事業者が指定する系統運用上必要な調整機能を有する発電設備等であって別途当社または当社の供給区域で事業を営む配電事業者と調整に関する契約を締結する設備（極短周期成分に対応する周波数制御用の調整機能のみを提供する場合を除きます。以下「調整電源」といいます。）に該当する発電場所は，原則として1発電バランシンググループに属するものといたします。この場合，調整電源に該当する発電場所は，原則として発電場所ごとに発電バランシンググループを設定していただきます。
また，再生可能エネルギー発電設備（再生可能エネルギー特別措置法第2条第2項に定める再生可能エネルギー発電設備をいいます。ただし，特定契約により再生可能エネルギー電気を供給する事業に係る発電設備に限ります。）の受電地点に係る発電場所が発電バランシンググループに含まれる場合は，次のとおりといたします。	また，再生可能エネルギー発電設備（再生可能エネルギー特別措置法第2条第2項に定める再生可能エネルギー発電設備をいいます。ただし，特定契約により再生可能エネルギー電気を供給する事業に係る発電設備等に限ります。）の受電地点に係る発電場所が発電バランシンググループに含まれる場合は，次のとおりといたします。
イ　附則5（発電量調整供給契約についての特別措置〔再生可能エネルギー発電設備〕）(5)または(6)に該当する場合で，インバランスリスク単価（再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則〔以下「再生可能エネルギー特別措置法施行規則」といいます。〕に定めるインバランスリスクに係る単価をいいます。）が異なる再生可能エネルギー発電設備をあわせて使用されるときは，同一の特定契約に係って受電する電気のみに係る発電バランシンググループ（以下「特例発電バランシンググループ」といいます。）に含まれる再生可能エネルギー発電設備に適用されるインバランスリスク単価が同一となるように特例発電バランシンググループを設定していただきます。	イ　附則5（発電量調整供給契約についての特別措置〔再生可能エネルギー発電設備〕）(5)または(6)に該当する場合で，インバランスリスク単価（再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則〔以下「再生可能エネルギー特別措置法施行規則」といいます。〕に定めるインバランスリスクに係る単価をいいます。）が異なる再生可能エネルギー発電設備をあわせて使用されるときは，同一の特定契約に係って受電する電気のみに係る発電バランシンググループ（以下「特例発電バランシンググループ」といいます。）に含まれる再生可能エネルギー発電設備に適用されるインバランスリスク単価が同一となるように特例発電バランシンググループを設定していただきます。
ロ　附則5（発電量調整供給契約についての特別措置〔再生可能エネルギー発電設備〕）(5)の適用を受ける再生可能エネルギー発電設備の受電地点に係る発電場所は，原則として発電量調整受電計画差対応補給電力料金単価等が異なる複数のバランシンググループに属することはできないものといたします。	ロ　附則5（発電量調整供給契約についての特別措置〔再生可能エネルギー発電設備〕）(5)の適用を受ける再生可能エネルギー発電設備の受電地点に係る発電場所は，原則として発電量調整受電計画差対応補給電力料金単価等が異なる複数のバランシンググループに属することはできないものといたします。
ハ　当社または特定送配電事業者の再生可能エネルギー電気卸供給約款にもとづき指定した再生可能エネルギー発電設備から電気を調達する場合，当社または特定送配電事業者の再生可能エネルギー電気卸供給約款にもとづき指定した再生可能エネルギー発電設備とそれ以外の再生可能エネルギー発電設備とが共に含まれないように発電バランシンググループを設定していただきます。この場合，再生可能エネルギー電気卸供給約款に係る発電場所は，1発電量調整供給契約に属するものといたします。	ハ　当社または特定送配電事業者の再生可能エネルギー電気卸供給約款にもとづき指定した再生可能エネルギー発電設備から電気を調達する場合，当社または特定送配電事業者の再生可能エネルギー電気卸供給約款にもとづき指定した再生可能エネルギー発電設備とそれ以外の再生可能エネルギー発電設備とが共に含まれないように発電バランシンググループを設定していただきます。この場合，再生可能エネルギー電気卸供給約款に係る発電場所は，1発電量調整供給契約に属するものといたします。
(5) 需要抑制量調整供給の場合，当社は，原則として，あらかじめ定めた需要場所（ただし，需要場所が複数ある場合は，同一の一般送配電事業者の供給設備に接続するものといたします。また，分割接続供給の場合は，当該需要場所に係る接続供給契約といたします。）および需要抑制バランシンググループについて，1需要抑制量調整供給契約を結びます。	(5) 需要抑制量調整供給の場合，当社は，原則として，あらかじめ定めた需要場所（ただし，需要場所が複数ある場合は，同一の一般送配電事業者の供給設備に接続するものといたします。また，分割接続供給の場合は，当該需要場所に係る接続供給契約といたします。）および需要抑制バランシンググループについて，1需要抑制量調整供給契約を結びます。
なお，低圧で電気の供給を受ける需要場所および当社または当社の供給区域で事業を営む配電事業者が指定する系統安定上必要な調整機能を有する負荷設備であって別途当社または当社の供給区域で事業を営む配電事業者と調整に関する契約を締結する設備（極短周期成分に対応する周波数制御用の調整機能のみを提供する	なお，低圧で電気の供給を受ける需要場所および当社または当社の供給区域で事業を営む配電事業者が指定する系統安定上必要な調整機能を有する負荷設備であって別途当社または当社の供給区域で事業を営む配電事業者と調整に関する契約を締結する設備（極短周期成分に対応する周波数制御用の調整機能のみを提供する

託送供給等約款　新旧比較表

託送供給等約款　2024年10月1日実施	託送供給等約款　2025年4月1日実施
場合を除きます。以下「調整負荷」といいます。）に該当する需要場所は，1需要抑制バランシンググループに属するものといたします。 　また，需要抑制契約者が1需要抑制バランシンググループに係る需要場所を複数とすることを希望される場合は，需要者と電力需給に関する契約等を締結している契約者が同一で，かつ，需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量および需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量の算定方法となる31（電力および電力量の算定）(14)イまたはロが同一となるように需要抑制バランシンググループを設定していただきます。この場合，当該需要場所は複数の需要抑制バランシンググループに属することはできないものといたします。	場合を除きます。以下「調整負荷」といいます。）に該当する需要場所は，1需要抑制バランシンググループに属するものといたします。 　また，需要抑制契約者が1需要抑制バランシンググループに係る需要場所を複数とすることを希望される場合は，需要者と電力需給に関する契約等を締結している契約者が同一で，かつ，需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量および需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量の算定方法となる31（電力および電力量の算定）(14)イまたはロが同一となるように需要抑制バランシンググループを設定していただきます。この場合，当該需要場所は複数の需要抑制バランシンググループに属することはできないものといたします。
16　承諾の限界 　当社は，法令，電気の需給状況，供給設備の状況，用地事情ならびに料金，この約款によって支払いを要することとなった料金以外の債務（延滞利息，保証金，契約超過金，違約金，工事費負担金その他この約款から生ずる金銭債務〔以下「料金以外の債務」といいます。〕といたします。）および当社と締結する他の契約にもとづく料金等の金銭債務の支払状況その他によってやむをえない場合には，接続供給契約，振替供給契約，発電量調整供給契約，系統連系受電契約または需要抑制量調整供給契約の申込みの全部または一部をお断りすることがあります。この場合は，その理由を契約者，発電契約者，発電者または需要抑制契約者にお知らせいたします。	**16　承諾の限界** 　当社は，法令，電気の需給状況，供給設備の状況，用地事情ならびに料金，この約款によって支払いを要することとなった料金以外の債務（延滞利息，保証金，契約超過金，違約金，工事費負担金その他この約款から生ずる金銭債務〔以下「料金以外の債務」といいます。〕といたします。）および当社と締結する他の契約にもとづく料金等の金銭債務の支払状況その他によってやむをえない場合には，接続供給契約，振替供給契約，発電量調整供給契約，系統連系受電契約または需要抑制量調整供給契約の申込みの全部または一部をお断りすることがあります。この場合は，その理由を契約者，発電契約者，発電者または需要抑制契約者にお知らせいたします。
17　契約書の作成 　当社は，契約者，発電契約者または需要抑制契約者との間で，原則として託送供給または電力量調整供給の開始前に，託送供給または電力量調整供給に関する必要な事項について，契約書を作成いたします。	**17　契約書の作成** 　当社は，契約者，発電契約者または需要抑制契約者との間で，原則として託送供給または電力量調整供給の開始前に，託送供給または電力量調整供給に関する必要な事項について，契約書を作成いたします。
Ⅲ　料　　金	**Ⅲ　料　　金**
18　料　　金 　料金は，次のとおりといたします。 (1) 契約者に係る料金 イ　契約者に係る料金は，ロによって算定された日程等別料金，24（接続対象計画差対応電力）によって算定された接続対象計画差対応補給電力料金および接続対象計画差対応余剰電力料金ならびに26（給電指令時補給電力）(1)によって算定された給電指令時補給電力料金といたします。 ロ　日程等別料金は，19（接続送電サービス）によって算定された接続送電サービス料金，20（臨時接続送電サービス）によって算定された臨時接続送電サービス料金および21(予備送電サービス)によって算定された予備送電サービス料金(以下「送電サービス料金」といいます。ただし，分割接続供給の場合は，33（料金の算定）(11)，(12)または(13)にもとづき料金の調整を行ないます。）のうち，(ｲ)，(ﾛ)，(ﾊ)，(ﾆ)，(ﾎ)，(ﾍ)または(ﾄ)に定める日が同一となるもの（この場合，当該同一となる日を以下「供給側料金算定日」といいます。）を合計して算定いたします。 (ｲ) 検　針　日 (ﾛ) 電灯定額接続送電サービス，電灯臨時定額接続送電サービスおよび動力臨時定額接続送電サービス（以下「定額接続送電サービス」といいます。）の場合または31（電力および電力量の算定）(27)の場合，その供給地点の属する検針区域の検針日 (ﾊ) 電灯臨時定額接続送電サービスまたは動力臨時定額接続送電サービスで応	**18　料　　金** 　料金は，次のとおりといたします。 (1) 契約者に係る料金 イ　契約者に係る料金は，ロによって算定された日程等別料金，24（接続対象計画差対応電力）によって算定された接続対象計画差対応補給電力料金および接続対象計画差対応余剰電力料金ならびに26（給電指令時補給電力）(1)によって算定された給電指令時補給電力料金といたします。 ロ　日程等別料金は，19（接続送電サービス）によって算定された接続送電サービス料金，20（臨時接続送電サービス）によって算定された臨時接続送電サービス料金および21(予備送電サービス)によって算定された予備送電サービス料金(以下「送電サービス料金」といいます。ただし，分割接続供給の場合は，33（料金の算定）(11)，(12)または(13)にもとづき料金の調整を行ないます。）のうち，(ｲ)，(ﾛ)，(ﾊ)，(ﾆ)，(ﾎ)，(ﾍ)または(ﾄ)に定める日が同一となるもの（この場合，当該同一となる日を以下「供給側料金算定日」といいます。）を合計して算定いたします。 (ｲ) 検　針　日 (ﾛ) 電灯定額接続送電サービス，電灯臨時定額接続送電サービスおよび動力臨時定額接続送電サービス（以下「定額接続送電サービス」といいます。）の場合または31（電力および電力量の算定）(27)の場合，その供給地点の属する検針区域の検針日 (ﾊ) 電灯臨時定額接続送電サービスまたは動力臨時定額接続送電サービスで応

託送供給等約款　新旧比較表

託送供給等約款　2024年10月1日実施	託送供給等約款　2025年4月1日実施
当日（その供給地点を新たに設定した日に対応する日をいいます。）にもとづき料金算定期間を定める場合，応当日 (ﾆ) 28（検針日）(5)の場合で，実際に検針を行なった日が，当社があらかじめお知らせした日より後の日となり，当社が必要と認めるときは，実際に検針を行なった日 (ﾎ) 契約者が供給地点を消滅させる場合，消滅日（特別の事情があり，その供給地点の消滅日以降に計量値の確認を行なった場合は，その日といたします。） (ﾍ) 31（電力および電力量の算定）(31)の場合，電力量または最大需要電力等が協議によって定められた日 (ﾄ) 当社が分割接続供給を行なう供給地点において，いずれかの契約者に係る接続供給契約が消滅した場合，消滅日（特別の事情があり，その接続供給契約の消滅日以降に計量値の確認を行なった場合は，その日といたします。）	当日（その供給地点を新たに設定した日に対応する日をいいます。）にもとづき料金算定期間を定める場合，応当日 (ﾆ) 28（検針日）(5)の場合で，実際に検針を行なった日が，当社があらかじめお知らせした日より後の日となり，当社が必要と認めるときは，実際に検針を行なった日 (ﾎ) 契約者が供給地点を消滅させる場合，消滅日（特別の事情があり，その供給地点の消滅日以降に計量値の確認を行なった場合は，その日といたします。） (ﾍ) 31（電力および電力量の算定）(31)の場合，電力量または最大需要電力等が協議によって定められた日 (ﾄ) 当社が分割接続供給を行なう供給地点において，いずれかの契約者に係る接続供給契約が消滅した場合，消滅日（特別の事情があり，その接続供給契約の消滅日以降に計量値の確認を行なった場合は，その日といたします。）
(2) 発電契約者に係る料金 発電契約者に係る料金は，23（発電量調整受電計画差対応電力）によって算定された発電量調整受電計画差対応補給電力料金および発電量調整受電計画差対応余剰電力料金ならびに26（給電指令時補給電力）(2)によって算定された給電指令時補給電力料金といたします。	(2) 発電契約者に係る料金 発電契約者に係る料金は，23（発電量調整受電計画差対応電力）によって算定された発電量調整受電計画差対応補給電力料金および発電量調整受電計画差対応余剰電力料金ならびに26（給電指令時補給電力）(2)によって算定された給電指令時補給電力料金といたします。
(3) 発電者に係る料金 イ　発電者に係る料金は，ロによって算定された系統連系受電サービス料金といたします。 ロ　系統連系受電サービス料金は，22（系統連系受電サービス）によって，(ｲ)，(ﾛ)，(ﾊ)または(ﾆ)に定める日（以下「受電側料金算定日」といいます。）に算定いたします。 (ｲ) 検　針　日 (ﾛ) 28（検針日）(5)の場合で，実際に検針を行なった日が，当社があらかじめお知らせした日より後の日となり，当社が必要と認めるときは，実際に検針を行なった日 (ﾊ) 発電契約者が受電地点を消滅させる場合，消滅日（特別の事情があり，その受電地点の消滅日以降に計量値の確認を行なった場合は，その日といたします。） (ﾆ) 31（電力および電力量の算定）(31)の場合，電力量または最大連系電力等が協議によって定められた日 ただし，その1月の発電設備等に係る供給地点における供給側料金算定日が受電側料金算定日の翌日以降となる場合は供給側料金算定日を受電側料金算定日といたします。	(3) 発電者に係る料金 イ　発電者に係る料金は，ロによって算定された系統連系受電サービス料金といたします。 ロ　系統連系受電サービス料金は，22（系統連系受電サービス）によって，(ｲ)，(ﾛ)，(ﾊ)または(ﾆ)に定める日（以下「受電側料金算定日」といいます。）に算定いたします。 (ｲ) 検　針　日 (ﾛ) 28（検針日）(5)の場合で，実際に検針を行なった日が，当社があらかじめお知らせした日より後の日となり，当社が必要と認めるときは，実際に検針を行なった日 (ﾊ) 発電契約者が受電地点を消滅させる場合，消滅日（特別の事情があり，その受電地点の消滅日以降に計量値の確認を行なった場合は，その日といたします。） (ﾆ) 31（電力および電力量の算定）(31)の場合，電力量または最大連系電力等が協議によって定められた日 ただし，その1月の発電設備等に係る供給地点における供給側料金算定日が受電側料金算定日の翌日以降となる場合は供給側料金算定日を受電側料金算定日といたします。
(4) 需要抑制契約者に係る料金 需要抑制契約者に係る料金は，25（需要抑制量調整受電計画差対応電力）によって算定された需要抑制量調整受電計画差対応補給電力料金および需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力料金といたします。	(4) 需要抑制契約者に係る料金 需要抑制契約者に係る料金は，25（需要抑制量調整受電計画差対応電力）によって算定された需要抑制量調整受電計画差対応補給電力料金および需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力料金といたします。
19　接続送電サービス (1) 適 用 範 囲 小売電気事業，特定送配電事業または自己等への電気の供給の用に供する電気に適用いたします。 (2) 接続送電サービス契約電力等 電灯定額接続送電サービスの適用を受ける場合を除き，接続送電サービス契約電力，接続送電サービス契約電流または接続送電サービス契約容量は，次によって供給地点ごとに定めます。	**19　接続送電サービス** (1) 適 用 範 囲 小売電気事業，特定送配電事業または自己等への電気の供給の用に供する電気に適用いたします。 (2) 接続送電サービス契約電力等 電灯定額接続送電サービスの適用を受ける場合を除き，接続送電サービス契約電力，接続送電サービス契約電流または接続送電サービス契約容量は，次によって供給地点ごとに定めます。

託送供給等約款　新旧比較表

託送供給等約款　2024年10月1日実施	託送供給等約款　2025年4月1日実施
なお，分割接続供給の場合は，それぞれの契約者に係る接続送電サービス契約電力とあわせて，33（料金の算定）(11)にもとづき料金の調整を行なうために，1供給地点につき，1接続送電サービスを適用したときの接続送電サービス契約電力を定めます。	なお，分割接続供給の場合は，それぞれの契約者に係る接続送電サービス契約電力とあわせて，33（料金の算定）(11)にもとづき料金の調整を行なうために，1供給地点につき，1接続送電サービスを適用したときの接続送電サービス契約電力を定めます。
イ　低圧で供給する場合，または高圧で供給する場合で，接続送電サービス契約電力（分割接続供給の場合は，1供給地点につき，1接続送電サービスを適用したときの接続送電サービス契約電力といたします。）が500キロワット未満となるとき。	イ　低圧で供給する場合，または高圧で供給する場合で，接続送電サービス契約電力（分割接続供給の場合は，1供給地点につき，1接続送電サービスを適用したときの接続送電サービス契約電力といたします。）が500キロワット未満となるとき。
(ｲ) 各月の接続送電サービス契約電力は，次の場合を除き，その1月の最大需要電力等と前11月（低圧で供給する場合で，特別の事情があるときは，前11月以内で契約者と当社との協議により定めた期間とすることがあります。）の最大需要電力等のうち，いずれか大きい値といたします。	(ｲ) 各月の接続送電サービス契約電力は，次の場合を除き，その1月の最大需要電力等と前11月（低圧で供給する場合で，特別の事情があるときは，前11月以内で契約者と当社との協議により定めた期間とすることがあります。）の最大需要電力等のうち，いずれか大きい値といたします。
a　新たに接続送電サービスを使用される場合は，料金適用開始の日以降12月の期間の各月の接続送電サービス契約電力は，その1月の最大需要電力等と料金適用開始の日から前月まで（低圧で供給する場合で，特別の事情があるときは，料金適用開始の日から前月までの間で契約者と当社との協議により定めた期間とすることがあります。）の最大需要電力等のうち，いずれか大きい値といたします。ただし，新たに接続送電サービスを使用される前から引き続き当社の供給設備を利用される場合には，新たに接続送電サービスを使用される前の電気の供給は，接続送電サービス契約電力の決定上，接続送電サービスによって受けた供給とみなします。	a　新たに接続送電サービスを使用される場合は，料金適用開始の日以降12月の期間の各月の接続送電サービス契約電力は，その1月の最大需要電力等と料金適用開始の日から前月まで（低圧で供給する場合で，特別の事情があるときは，料金適用開始の日から前月までの間で契約者と当社との協議により定めた期間とすることがあります。）の最大需要電力等のうち，いずれか大きい値といたします。ただし，新たに接続送電サービスを使用される前から引き続き当社の供給設備を利用される場合には，新たに接続送電サービスを使用される前の電気の供給は，接続送電サービス契約電力の決定上，接続送電サービスによって受けた供給とみなします。
b　需要場所における受電設備を増加される場合等で，増加された日を含む1月の増加された日以降の期間の最大需要電力等の値がその1月の増加された日の前日までの期間の最大需要電力等と前11月（低圧で供給する場合で，特別の事情があるときは，前11月以内で契約者と当社との協議により定めた期間とすることがあります。）の最大需要電力等のうちいずれか大きい値を上回るときは，その1月の増加された日の前日までの期間の接続送電サービス契約電力は，その期間の最大需要電力等と前11月（低圧で供給する場合で，特別の事情があるときは，前11月以内で契約者と当社との協議により定めた期間とすることがあります。）の最大需要電力等のうちいずれか大きい値とし，その1月の増加された日以降の期間の接続送電サービス契約電力は，その期間の最大需要電力等の値といたします。	b　需要場所における受電設備を増加される場合等で，増加された日を含む1月の増加された日以降の期間の最大需要電力等の値がその1月の増加された日の前日までの期間の最大需要電力等と前11月（低圧で供給する場合で，特別の事情があるときは，前11月以内で契約者と当社との協議により定めた期間とすることがあります。）の最大需要電力等のうちいずれか大きい値を上回るときは，その1月の増加された日の前日までの期間の接続送電サービス契約電力は，その期間の最大需要電力等と前11月（低圧で供給する場合で，特別の事情があるときは，前11月以内で契約者と当社との協議により定めた期間とすることがあります。）の最大需要電力等のうちいずれか大きい値とし，その1月の増加された日以降の期間の接続送電サービス契約電力は，その期間の最大需要電力等の値といたします。
c　需要場所における受電設備を減少される場合等で，1年を通じての最大需要電力等が減少することが明らかなときは，減少された日を含む1月の減少された日の前日までの期間の接続送電サービス契約電力は，その期間の最大需要電力等と前11月（低圧で供給する場合で，特別の事情があるときは，前11月以内で契約者と当社との協議により定めた期間とすることがあります。）の最大需要電力等のうちいずれか大きい値とし，減少された日以降12月の期間の各月の接続送電サービス契約電力（減少された日を含む1月の減少された日以降の期間については，その期間の接続送電サービス契約電力といたします。）は，需要場所における負荷設備および受電設備の内容，1年間を通じての最大の負荷，同一業種の負荷率，操業度等を基準として，契約者と当社との協議によって定めた値といたします。ただし，減少された日以降12月の期間で，その1月の最大需要電力等と減少された日から前月までの最大需要電力等のうちいずれか大きい値が契約者と当社との協議によって定めた値を上回る場合（減少された日を含む1月の減少された日以降の期間については，その期間の最大需要電力等の値が契約者と当社との協議によって	c　需要場所における受電設備を減少される場合等で，1年を通じての最大需要電力等が減少することが明らかなときは，減少された日を含む1月の減少された日の前日までの期間の接続送電サービス契約電力は，その期間の最大需要電力等と前11月（低圧で供給する場合で，特別の事情があるときは，前11月以内で契約者と当社との協議により定めた期間とすることがあります。）の最大需要電力等のうちいずれか大きい値とし，減少された日以降12月の期間の各月の接続送電サービス契約電力（減少された日を含む1月の減少された日以降の期間については，その期間の接続送電サービス契約電力といたします。）は，需要場所における負荷設備および受電設備の内容，1年間を通じての最大の負荷，同一業種の負荷率，操業度等を基準として，契約者と当社との協議によって定めた値といたします。ただし，減少された日以降12月の期間で，その1月の最大需要電力等と減少された日から前月までの最大需要電力等のうちいずれか大きい値が契約者と当社との協議によって定めた値を上回る場合（減少された日を含む1月の減少された日以降の期間については，その期間の最大需要電力等の値が契約者と当社との協議によって

託送供給等約款　新旧比較表

託送供給等約款　2024 年 10 月 1 日実施	託送供給等約款　2025 年 4 月 1 日実施
定めた値を上回る場合といたします。）は，接続送電サービス契約電力は，その上回る最大需要電力等の値といたします。	定めた値を上回る場合といたします。）は，接続送電サービス契約電力は，その上回る最大需要電力等の値といたします。
(ﾛ) 低圧で供給する場合で，契約者が電灯または小型機器を使用する需要者に供給し，かつ，契約者が希望されるときは，(ｲ)にかかわらず，次により，接続送電サービス契約電流または接続送電サービス契約容量（6 キロボルトアンペア以上となるときに限ります。）を定め，接続送電サービス契約電力に代えて適用いたします。	(ﾛ) 低圧で供給する場合で，契約者が電灯または小型機器を使用する需要者に供給し，かつ，契約者が希望されるときは，(ｲ)にかかわらず，次により，接続送電サービス契約電流または接続送電サービス契約容量（6 キロボルトアンペア以上となるときに限ります。）を定め，接続送電サービス契約電力に代えて適用いたします。
a　接続送電サービス契約電流	a　接続送電サービス契約電流
(a) 接続送電サービス契約電流は，5 アンペア，10 アンペア，15 アンペア，20 アンペア，30 アンペア，40 アンペア，50 アンペアまたは 60 アンペアのいずれかとし，契約者の申出によって定めます。	(a) 接続送電サービス契約電流は，5 アンペア，10 アンペア，15 アンペア，20 アンペア，30 アンペア，40 アンペア，50 アンペアまたは 60 アンペアのいずれかとし，契約者の申出によって定めます。
(b) 当社は，接続送電サービス契約電流に応じて電流制限器その他の適当な装置（以下「電流制限器等」といいます。）または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし，契約者または需要者において使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が接続送電サービス契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には，当社は，電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。	(b) 当社は，接続送電サービス契約電流に応じて電流制限器その他の適当な装置（以下「電流制限器等」といいます。）または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし，契約者または需要者において使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が接続送電サービス契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には，当社は，電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。
b　接続送電サービス契約容量 接続送電サービス契約容量は，契約主開閉器の定格電流にもとづき，別表 3（契約電力および契約容量の算定方法）により算定された値といたします。この場合，あらかじめ契約主開閉器を設定していただきます。 なお，当社は，契約主開閉器が制限できる電流を，必要に応じて確認いたします。	b　接続送電サービス契約容量 接続送電サービス契約容量は，契約主開閉器の定格電流にもとづき，別表 3（契約電力および契約容量の算定方法）により算定された値といたします。この場合，あらかじめ契約主開閉器を設定していただきます。 なお，当社は，契約主開閉器が制限できる電流を，必要に応じて確認いたします。
(ﾊ) 低圧で供給する場合で，契約者が動力を使用する需要者に供給し，かつ，契約者が希望されるときの接続送電サービス契約電力は，(ｲ)にかかわらず，契約主開閉器の定格電流にもとづき，別表 3（契約電力および契約容量の算定方法）により算定された値といたします。この場合，あらかじめ契約主開閉器を設定していただきます。 なお，当社は，契約主開閉器が制限できる電流を，必要に応じて確認いたします。	(ﾊ) 低圧で供給する場合で，契約者が動力を使用する需要者に供給し，かつ，契約者が希望されるときの接続送電サービス契約電力は，(ｲ)にかかわらず，契約主開閉器の定格電流にもとづき，別表 3（契約電力および契約容量の算定方法）により算定された値といたします。この場合，あらかじめ契約主開閉器を設定していただきます。 なお，当社は，契約主開閉器が制限できる電流を，必要に応じて確認いたします。
(ﾆ) (ｲ)の適用後 1 年に満たない場合は，(ﾛ)または(ﾊ)を適用いたしません。また，(ﾛ)または(ﾊ)の適用後 1 年に満たない場合は，(ｲ)を適用いたしません。	(ﾆ) (ｲ)の適用後 1 年に満たない場合は，(ﾛ)または(ﾊ)を適用いたしません。また，(ﾛ)または(ﾊ)の適用後 1 年に満たない場合は，(ｲ)を適用いたしません。
(ﾎ) 需要場所における主開閉器（低圧で供給する場合に限ります。），負荷設備または受電設備を変更される場合は，51（契約の変更）に準じて，あらかじめ申し出ていただきます。	(ﾎ) 需要場所における主開閉器（低圧で供給する場合に限ります。），負荷設備または受電設備を変更される場合は，51（契約の変更）に準じて，あらかじめ申し出ていただきます。
(ﾍ) 分割接続供給の場合におけるそれぞれの契約者に係る接続送電サービス契約電力は，次のとおりといたします。	(ﾍ) 分割接続供給の場合におけるそれぞれの契約者に係る接続送電サービス契約電力は，次のとおりといたします。
a　15（供給および契約の単位）(2)イにより当社が分割接続供給を行なう場合 非需要追随供給者に係る接続送電サービス契約電力は，双方の契約者と当社との協議によって定め，需要追随供給者に係る接続送電サービス契約電力は，31（電力および電力量の算定）(19)ロ(ｲ)または(ﾛ)で定める最大需要電力等を用いて，イ(ｲ)に準じて定めます。	a　15（供給および契約の単位）(2)イにより当社が分割接続供給を行なう場合 非需要追随供給者に係る接続送電サービス契約電力は，双方の契約者と当社との協議によって定め，需要追随供給者に係る接続送電サービス契約電力は，31（電力および電力量の算定）(19)ロ(ｲ)または(ﾛ)で定める最大需要電力等を用いて，イ(ｲ)に準じて定めます。
b　15（供給および契約の単位）(2)ロにより当社が分割接続供給を行なう場合 それぞれの契約者に係る接続送電サービス契約電力は，31（電力および電	b　15（供給および契約の単位）(2)ロにより当社が分割接続供給を行なう場合 それぞれの契約者に係る接続送電サービス契約電力は，31（電力および電

託送供給等約款　新旧比較表

託送供給等約款　2024年10月1日実施	託送供給等約款　2025年4月1日実施
力量の算定）(19)ロ(ハ)で定める最大需要電力等を用いて，イ(イ)に準じて定めます。	力量の算定）(19)ロ(ハ)で定める最大需要電力等を用いて，イ(イ)に準じて定めます。
ロ　高圧で供給する場合で，接続送電サービス契約電力（分割接続供給の場合は，1供給地点につき，1接続送電サービスを適用したときの接続送電サービス契約電力といたします。）が500キロワット以上となるときまたは特別高圧で供給する場合 接続送電サービス契約電力は，需要場所における負荷設備および受電設備の内容，1年間を通じての最大の負荷，同一業種の負荷率，操業度等を基準として，契約者と当社との協議によって定めます。 なお，新たに接続送電サービスを使用される場合等で，適当と認められるときは，使用開始の日から1年間については，接続送電サービス契約電力がてい増する場合に限り，段階的に定めることがあります。 また，分割接続供給の場合におけるそれぞれの契約者に係る接続送電サービス契約電力は，それぞれの契約者と当社との協議によって定めます。	ロ　高圧で供給する場合で，接続送電サービス契約電力（分割接続供給の場合は，1供給地点につき，1接続送電サービスを適用したときの接続送電サービス契約電力といたします。）が500キロワット以上となるときまたは特別高圧で供給する場合 接続送電サービス契約電力は，需要場所における負荷設備および受電設備の内容，1年間を通じての最大の負荷，同一業種の負荷率，操業度等を基準として，契約者と当社との協議によって定めます。 なお，新たに接続送電サービスを使用される場合等で，適当と認められるときは，使用開始の日から1年間については，接続送電サービス契約電力がてい増する場合に限り，段階的に定めることがあります。 また，分割接続供給の場合におけるそれぞれの契約者に係る接続送電サービス契約電力は，それぞれの契約者と当社との協議によって定めます。
ハ　イ(イ)により接続送電サービス契約電力を定めている供給地点について，最大需要電力等が500キロワット以上となる場合は，接続送電サービス契約電力をロによってすみやかに定めることとし，それまでの間の接続送電サービス契約電力は，イ(イ)によって定めます。	ハ　イ(イ)により接続送電サービス契約電力を定めている供給地点について，最大需要電力等が500キロワット以上となる場合は，接続送電サービス契約電力をロによってすみやかに定めることとし，それまでの間の接続送電サービス契約電力は，イ(イ)によって定めます。
ニ　高圧または特別高圧で供給する場合で，需要者の発電設備の検査，補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気をあわせて供給するときの接続送電サービス契約電力は，イ，ロまたはハにかかわらず，当該供給分以外の供給分につきイ，ロまたはハに準じて定めた値に，原則として需要者の発電設備の容量を基準として，契約者と当社との協議によって定めた値を加えたものといたします。 また，当該供給分以外の供給分についてイ(イ)に準ずる場合で，需要場所における負荷設備または受電設備を変更されるときは，51（契約の変更）に準じて，あらかじめ申し出ていただきます。 なお，この場合，当社は，必要に応じて，需要者の発電設備の運転に関する記録を契約者から提出していただきます。 また，分割接続供給の場合で，需要者の発電設備の検査，補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気の供給を行なうときは，原則として，次のとおりといたします。 (イ) 15（供給および契約の単位）(2)イにより当社が分割接続供給を行なう場合 当該不足電力の補給にあてるための電気の供給は，需要追随供給者へ行なうものといたします。この場合，需要追随供給者に係る接続送電サービス契約電力は，イ，ロまたはハにかかわらず，需要者の発電設備の容量を基準として需要追随供給者と当社との協議によって定めた値に当該不足電力分以外の供給分につきイ，ロまたはハに準じて定めた値を加えたものといたします。 (ロ) 15（供給および契約の単位）(2)ロにより当社が分割接続供給を行なう場合 当該不足電力の補給にあてるための電気の供給は，双方の契約者へ行なうものといたします。この場合，双方の契約者に係る接続送電サービス契約電力は，イ，ロまたはハにかかわらず，需要者の発電設備の容量を基準としてそれぞれの契約者と当社との協議によって定めた値（双方の契約者に係る接続送電サービスにおいて，同じ値といたします。）に当該不足電力分以外の供給分につきイ，ロまたはハに準じて定めた値を加えたものといたします。	ニ　高圧または特別高圧で供給する場合で，需要者の発電設備の検査，補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気をあわせて供給するときの接続送電サービス契約電力は，イ，ロまたはハにかかわらず，当該供給分以外の供給分につきイ，ロまたはハに準じて定めた値に，原則として需要者の発電設備の容量を基準として，契約者と当社との協議によって定めた値を加えたものといたします。 また，当該供給分以外の供給分についてイ(イ)に準ずる場合で，需要場所における負荷設備または受電設備を変更されるときは，51（契約の変更）に準じて，あらかじめ申し出ていただきます。 なお，この場合，当社は，必要に応じて，需要者の発電設備の運転に関する記録を契約者から提出していただきます。 また，分割接続供給の場合で，需要者の発電設備の検査，補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気の供給を行なうときは，原則として，次のとおりといたします。 (イ) 15（供給および契約の単位）(2)イにより当社が分割接続供給を行なう場合 当該不足電力の補給にあてるための電気の供給は，需要追随供給者へ行なうものといたします。この場合，需要追随供給者に係る接続送電サービス契約電力は，イ，ロまたはハにかかわらず，需要者の発電設備の容量を基準として需要追随供給者と当社との協議によって定めた値に当該不足電力分以外の供給分につきイ，ロまたはハに準じて定めた値を加えたものといたします。 (ロ) 15（供給および契約の単位）(2)ロにより当社が分割接続供給を行なう場合 当該不足電力の補給にあてるための電気の供給は，双方の契約者へ行なうものといたします。この場合，双方の契約者に係る接続送電サービス契約電力は，イ，ロまたはハにかかわらず，需要者の発電設備の容量を基準としてそれぞれの契約者と当社との協議によって定めた値（双方の契約者に係る接続送電サービスにおいて，同じ値といたします。）に当該不足電力分以外の供給分につきイ，ロまたはハに準じて定めた値を加えたものといたします。
(3) 接続送電サービス料金 接続送電サービス料金は，供給地点ごとに，供給電圧および接続送電サービスの	(3) 接続送電サービス料金 接続送電サービス料金は，供給地点ごとに，供給電圧および接続送電サービスの

託送供給等約款　新旧比較表

<table>
<tr><th>託送供給等約款　2024 年 10 月 1 日実施</th><th>託送供給等約款　2025 年 4 月 1 日実施</th></tr>
<tr><td>種別に応じて，次の各項により算定いたします。ただし，1 供給地点につき 2 以上の接続送電サービスをあわせて契約する場合または 1 接続送電サービスにつき 2 以上の供給地点となる場合の接続送電サービス料金は，接続送電サービスごとに算定いたします。
なお，分割接続供給の場合は，それぞれの契約者に係る接続送電サービス料金とあわせて，33（料金の算定）(11)にもとづき料金の調整を行なうために，1 供給地点につき，1 接続送電サービスを適用したときの接続送電サービス料金を算定いたします。
イ　低圧で供給する場合
(ｲ) 電灯定額接続送電サービス
a　適 用 範 囲
契約者が電灯または小型機器を使用する需要者に供給する場合で，その総容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，各契約負荷設備ごとに別表 4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）が 400 ボルトアンペア以下であるときに適用いたします。
b　供給電気方式および供給電圧
供給電気方式および供給電圧は，交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトまたは 200 ボルトといたします。ただし，特別の事情がある場合には，交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとすることがあります。
c　契約負荷設備
契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。
d　接続送電サービス料金
接続送電サービス料金は，電灯料金および小型機器料金の合計といたします。ただし，電灯料金または小型機器料金は，別表 5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表 5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表 5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ヘによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表 5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表 5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表 5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ヘによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。
(a) 電 灯 料 金
ⅰ 電灯料金は，各契約負荷設備ごとに 1 月につき次のとおりといたします。
<table><tr><td>10 ワットまでの 1 灯につき</td><td>41 円 79 銭</td></tr><tr><td>10 ワットをこえ 20 ワットまでの 1 灯につき</td><td>83 円 57 銭</td></tr><tr><td>20 ワットをこえ 40 ワットまでの 1 灯につき</td><td>167 円 13 銭</td></tr><tr><td>40 ワットをこえ 60 ワットまでの 1 灯につき</td><td>250 円 70 銭</td></tr><tr><td>60 ワットをこえ 100 ワットまでの 1 灯につき</td><td>417 円 85 銭</td></tr><tr><td>100 ワットをこえる 1 灯につき 100 ワットまでごとに</td><td>417 円 85 銭</td></tr></table>ⅱ ネオン管灯，けい光灯，水銀灯等は，管灯および付属装置を一括して容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，別表 4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）を算定し，その容量につき 1 ボルトアンペアを 1 ワットとみなして電灯料金を適用いたします。</td><td>種別に応じて，次の各項により算定いたします。ただし，1 供給地点につき 2 以上の接続送電サービスをあわせて契約する場合または 1 接続送電サービスにつき 2 以上の供給地点となる場合の接続送電サービス料金は，接続送電サービスごとに算定いたします。
なお，分割接続供給の場合は，それぞれの契約者に係る接続送電サービス料金とあわせて，33（料金の算定）(11)にもとづき料金の調整を行なうために，1 供給地点につき，1 接続送電サービスを適用したときの接続送電サービス料金を算定いたします。
イ　低圧で供給する場合
(ｲ) 電灯定額接続送電サービス
a　適 用 範 囲
契約者が電灯または小型機器を使用する需要者に供給する場合で，その総容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，各契約負荷設備ごとに別表 4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）が 400 ボルトアンペア以下であるときに適用いたします。
b　供給電気方式および供給電圧
供給電気方式および供給電圧は，交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトまたは 200 ボルトといたします。ただし，特別の事情がある場合には，交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとすることがあります。
c　契約負荷設備
契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。
d　接続送電サービス料金
接続送電サービス料金は，電灯料金および小型機器料金の合計といたします。ただし，電灯料金または小型機器料金は，別表 5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表 5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表 5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ヘによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表 5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表 5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表 5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ヘによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。
(a) 電 灯 料 金
ⅰ 電灯料金は，各契約負荷設備ごとに 1 月につき次のとおりといたします。
<table><tr><td>10 ワットまでの 1 灯につき</td><td>41 円 79 銭</td></tr><tr><td>10 ワットをこえ 20 ワットまでの 1 灯につき</td><td>83 円 57 銭</td></tr><tr><td>20 ワットをこえ 40 ワットまでの 1 灯につき</td><td>167 円 13 銭</td></tr><tr><td>40 ワットをこえ 60 ワットまでの 1 灯につき</td><td>250 円 70 銭</td></tr><tr><td>60 ワットをこえ 100 ワットまでの 1 灯につき</td><td>417 円 85 銭</td></tr><tr><td>100 ワットをこえる 1 灯につき 100 ワットまでごとに</td><td>417 円 85 銭</td></tr></table>ⅱ ネオン管灯，けい光灯，水銀灯等は，管灯および付属装置を一括して容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，別表 4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）を算定し，その容量につき 1 ボルトアンペアを 1 ワットとみなして電灯料金を適用いたします。</td></tr>
</table>

託送供給等約款　新旧比較表

託送供給等約款　2024年10月1日実施	託送供給等約款　2025年4月1日実施
iii 多灯式けい光灯等は，その合計によって容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，別表4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）を算定し，その容量につき1ボルトアンペアを1ワットとみなして電灯料金を適用いたします。	iii 多灯式けい光灯等は，その合計によって容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，別表4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）を算定し，その容量につき1ボルトアンペアを1ワットとみなして電灯料金を適用いたします。
(b) 小型機器料金 小型機器料金は，各契約負荷設備ごとにその容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，別表4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）に応じ1月につき次のとおりといたします。	(b) 小型機器料金 小型機器料金は，各契約負荷設備ごとにその容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，別表4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）に応じ1月につき次のとおりといたします。
50ボルトアンペアまでの1機器につき　124円81銭	50ボルトアンペアまでの1機器につき　124円81銭
50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき　249円61銭	50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき　249円61銭
100ボルトアンペアをこえる1機器につき100ボルトアンペアまでごとに　249円61銭	100ボルトアンペアをこえる1機器につき100ボルトアンペアまでごとに　249円61銭
e　そ　の　他 特別の事情がある場合は，契約者と当社との協議によって，(ﾛ) a (c)，(ﾊ) aまたは(ﾆ) aにかかわらず，電灯標準接続送電サービス，電灯時間帯別接続送電サービスまたは電灯従量接続送電サービス（自己等への電気の供給の用に供する接続供給の場合に限ります。）を適用することがあります。	e　そ　の　他 特別の事情がある場合は，契約者と当社との協議によって，(ﾛ) a (c)，(ﾊ) aまたは(ﾆ) aにかかわらず，電灯標準接続送電サービス，電灯時間帯別接続送電サービスまたは電灯従量接続送電サービス（自己等への電気の供給の用に供する接続供給の場合に限ります。）を適用することがあります。
(ﾛ) 電灯標準接続送電サービス	(ﾛ) 電灯標準接続送電サービス
a　適　用　範　囲 契約者が電灯または小型機器を使用する需要者に供給する場合で，次のいずれにも該当するときに適用いたします。	a　適　用　範　囲 契約者が電灯または小型機器を使用する需要者に供給する場合で，次のいずれにも該当するときに適用いたします。
(a) (2)イ(ｲ)により接続送電サービス契約電力を定める場合は接続送電サービス契約電力が原則として50キロワット未満であり，(2)イ(ﾛ) bにより接続送電サービス契約容量を定める場合は接続送電サービス契約容量が原則として50キロボルトアンペア未満であること。	(a) (2)イ(ｲ)により接続送電サービス契約電力を定める場合は接続送電サービス契約電力が原則として50キロワット未満であり，(2)イ(ﾛ) bにより接続送電サービス契約容量を定める場合は接続送電サービス契約容量が原則として50キロボルトアンペア未満であること。
(b) 1需要場所において，動力標準接続送電サービス，動力時間帯別接続送電サービスまたは動力従量接続送電サービスとあわせて契約する場合は，接続送電サービス契約電力の合計または接続送電サービス契約電力と接続送電サービス契約電流もしくは接続送電サービス契約容量との合計（この場合，10アンペアおよび1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）が原則として50キロワット未満であること。	(b) 1需要場所において，動力標準接続送電サービス，動力時間帯別接続送電サービスまたは動力従量接続送電サービスとあわせて契約する場合は，接続送電サービス契約電力の合計または接続送電サービス契約電力と接続送電サービス契約電流もしくは接続送電サービス契約容量との合計（この場合，10アンペアおよび1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）が原則として50キロワット未満であること。
(c) 電灯定額接続送電サービスを適用できないこと。 ただし，契約者が希望され，かつ，電気の使用状態，当社の供給設備の状況等から当社が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めた場合は，(a)および(c)に該当し，かつ，(b)の接続送電サービス契約電力の合計または接続送電サービス契約電力と接続送電サービス契約電流もしくは接続送電サービス契約容量との合計（この場合，10アンペアおよび1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合，当社は，需要者の土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。	(c) 電灯定額接続送電サービスを適用できないこと。 ただし，契約者が希望され，かつ，電気の使用状態，当社の供給設備の状況等から当社が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めた場合は，(a)および(c)に該当し，かつ，(b)の接続送電サービス契約電力の合計または接続送電サービス契約電力と接続送電サービス契約電流もしくは接続送電サービス契約容量との合計（この場合，10アンペアおよび1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合，当社は，需要者の土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。
b　供給電気方式および供給電圧 供給電気方式および供給電圧は，交流単相2線式標準電圧100ボルトもし	b　供給電気方式および供給電圧 供給電気方式および供給電圧は，交流単相2線式標準電圧100ボルトもし

託送供給等約款　新旧比較表

託送供給等約款　2024 年 10 月 1 日実施	託送供給等約款　2025 年 4 月 1 日実施
くは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトといたします。ただし，技術上やむをえない場合には，交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。	くは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトといたします。ただし，技術上やむをえない場合には，交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。
c　接続送電サービス料金	c　接続送電サービス料金
接続送電サービス料金は，基本料金および電力量料金の合計といたします。ただし，電力量料金は，別表 5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表 5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表 5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表 5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表 5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表 5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。	接続送電サービス料金は，基本料金および電力量料金の合計といたします。ただし，電力量料金は，別表 5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表 5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表 5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表 5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表 5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表 5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。
(a) 基 本 料 金	(a) 基 本 料 金
基本料金は，1 月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。	基本料金は，1 月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。
i　(2)イ(ｲ)により接続送電サービス契約電力を定める場合	i　(2)イ(ｲ)により接続送電サービス契約電力を定める場合

接続送電サービス契約電力 1 キロワットにつき	226 円 60 銭

託送供給等約款　2024 年 10 月 1 日実施	託送供給等約款　2025 年 4 月 1 日実施
ただし，接続送電サービス契約電力が 0.5 キロワットの場合の基本料金は，接続送電サービス契約電力が 1 キロワットの場合の基本料金の半額といたします。	ただし，接続送電サービス契約電力が 0.5 キロワットの場合の基本料金は，接続送電サービス契約電力が 1 キロワットの場合の基本料金の半額といたします。
ii　(2)イ(ﾛ)により接続送電サービス契約電流または接続送電サービス契約容量を定める場合	ii　(2)イ(ﾛ)により接続送電サービス契約電流または接続送電サービス契約容量を定める場合

接続送電サービス契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	166 円 10 銭

託送供給等約款　2024 年 10 月 1 日実施	託送供給等約款　2025 年 4 月 1 日実施
ただし，(2)イ(ﾛ) a により接続送電サービス契約電流を定める場合は，基本料金の算定上，10 アンペアを 1 キロボルトアンペアとみなします。また，接続送電サービス契約電流が 5 アンペアまたは 15 アンペアの場合の基本料金は，次のとおりといたします。	ただし，(2)イ(ﾛ) a により接続送電サービス契約電流を定める場合は，基本料金の算定上，10 アンペアを 1 キロボルトアンペアとみなします。また，接続送電サービス契約電流が 5 アンペアまたは 15 アンペアの場合の基本料金は，次のとおりといたします。

接続送電サービス契約電流 5 アンペア	83 円 05 銭
接続送電サービス契約電流 15 アンペア	249 円 15 銭

(b) 電力量料金

電力量料金は，その 1 月の接続供給電力量によって算定いたします。

1 キロワット時につき	8 円 58 銭

(ﾊ) 電灯時間帯別接続送電サービス

a　適 用 範 囲

(ﾛ) a の適用範囲に該当し，契約者が希望される場合に適用いたします。

b　供給電気方式および供給電圧

供給電気方式および供給電圧は，交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトといたします。ただし，技術上やむをえない場合には，交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

c　接続送電サービス料金

接続送電サービス料金は，基本料金および電力量料金の合計といたします。ただし，電力量料金は，別表 5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表 5（離島ユニバーサルサービ

託送供給等約款　新旧比較表

託送供給等約款　2024年10月1日実施	託送供給等約款　2025年4月1日実施
ス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。	ス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。
(a) 基 本 料 金	(a) 基 本 料 金
基本料金は，1月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。	基本料金は，1月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。
ⅰ (2)イ(ｲ)により接続送電サービス契約電力を定める場合	ⅰ (2)イ(ｲ)により接続送電サービス契約電力を定める場合
接続送電サービス契約電力1キロワットにつき　226円60銭	接続送電サービス契約電力1キロワットにつき　226円60銭
ただし，接続送電サービス契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は，接続送電サービス契約電力が1キロワットの場合の基本料金の半額といたします。	ただし，接続送電サービス契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は，接続送電サービス契約電力が1キロワットの場合の基本料金の半額といたします。
ⅱ (2)イ(ﾛ)により接続送電サービス契約電流または接続送電サービス契約容量を定める場合	ⅱ (2)イ(ﾛ)により接続送電サービス契約電流または接続送電サービス契約容量を定める場合
接続送電サービス契約容量1キロボルトアンペアにつき　166円10銭	接続送電サービス契約容量1キロボルトアンペアにつき　166円10銭
ただし，(2)イ(ﾛ) aにより接続送電サービス契約電流を定める場合は，基本料金の算定上，10アンペアを1キロボルトアンペアとみなします。また，接続送電サービス契約電流が5アンペアまたは15アンペアの場合の基本料金は，次のとおりといたします。	ただし，(2)イ(ﾛ) aにより接続送電サービス契約電流を定める場合は，基本料金の算定上，10アンペアを1キロボルトアンペアとみなします。また，接続送電サービス契約電流が5アンペアまたは15アンペアの場合の基本料金は，次のとおりといたします。
接続送電サービス契約電流5アンペア　83円05銭	接続送電サービス契約電流5アンペア　83円05銭
接続送電サービス契約電流15アンペア　249円15銭	接続送電サービス契約電流15アンペア　249円15銭
(b) 電力量料金	(b) 電力量料金
電力量料金は，その1月の時間帯別の接続供給電力量によって算定いたします。	電力量料金は，その1月の時間帯別の接続供給電力量によって算定いたします。
ⅰ 昼 間 時 間	ⅰ 昼 間 時 間
1キロワット時につき　9円23銭	1キロワット時につき　9円23銭
ⅱ 夜 間 時 間	ⅱ 夜 間 時 間
1キロワット時につき　7円85銭	1キロワット時につき　7円85銭
(ﾆ) 電灯従量接続送電サービス	(ﾆ) 電灯従量接続送電サービス
a 適 用 範 囲	a 適 用 範 囲
(ﾛ) aの適用範囲に該当し，自己等への電気の供給の用に供する接続供給の場合で，契約者が希望されるときに適用いたします。	(ﾛ) aの適用範囲に該当し，自己等への電気の供給の用に供する接続供給の場合で，契約者が希望されるときに適用いたします。
b 供給電気方式および供給電圧	b 供給電気方式および供給電圧
供給電気方式および供給電圧は，交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトといたします。ただし，技術上やむをえない場合には，交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。	供給電気方式および供給電圧は，交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトといたします。ただし，技術上やむをえない場合には，交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。
c 接続送電サービス料金	c 接続送電サービス料金
接続送電サービス料金は，その1月の接続供給電力量によって算定いたします。ただし，別表5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表5（離島ユニバーサルサービ	接続送電サービス料金は，その1月の接続供給電力量によって算定いたします。ただし，別表5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表5（離島ユニバーサルサービ

託送供給等約款　新旧比較表

託送供給等約款　2024年10月1日実施	託送供給等約款　2025年4月1日実施
ス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表 5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。	ス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表 5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。
1キロワット時につき　12円31銭	1キロワット時につき　12円31銭
(ホ) 動力標準接続送電サービス	(ホ) 動力標準接続送電サービス
a　適用範囲	a　適用範囲
契約者が動力を使用する需要者に供給する場合で，次のいずれにも該当するときに適用いたします。	契約者が動力を使用する需要者に供給する場合で，次のいずれにも該当するときに適用いたします。
(a) 接続送電サービス契約電力が原則として50キロワット未満であること。	(a) 接続送電サービス契約電力が原則として50キロワット未満であること。
(b) 1需要場所において，電灯標準接続送電サービス，電灯時間帯別接続送電サービスまたは電灯従量接続送電サービスとあわせて契約する場合は，接続送電サービス契約電力の合計または接続送電サービス契約電力と接続送電サービス契約電流もしくは接続送電サービス契約容量との合計（この場合，10アンペアおよび1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）が原則として50キロワット未満であること。	(b) 1需要場所において，電灯標準接続送電サービス，電灯時間帯別接続送電サービスまたは電灯従量接続送電サービスとあわせて契約する場合は，接続送電サービス契約電力の合計または接続送電サービス契約電力と接続送電サービス契約電流もしくは接続送電サービス契約容量との合計（この場合，10アンペアおよび1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）が原則として50キロワット未満であること。
ただし，契約者が希望され，かつ，電気の使用状態，当社の供給設備の状況等から当社が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めた場合は，(a)に該当し，かつ，(b)の接続送電サービス契約電力の合計または接続送電サービス契約電力と接続送電サービス契約電流もしくは接続送電サービス契約容量との合計（この場合，10アンペアおよび1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合，当社は，需要者の土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。	ただし，契約者が希望され，かつ，電気の使用状態，当社の供給設備の状況等から当社が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めた場合は，(a)に該当し，かつ，(b)の接続送電サービス契約電力の合計または接続送電サービス契約電力と接続送電サービス契約電流もしくは接続送電サービス契約容量との合計（この場合，10アンペアおよび1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合，当社は，需要者の土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。
b　供給電気方式および供給電圧	b　供給電気方式および供給電圧
供給電気方式および供給電圧は，交流3相3線式標準電圧200ボルトといたします。ただし，技術上やむをえない場合には，交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとすることがあります。	供給電気方式および供給電圧は，交流3相3線式標準電圧200ボルトといたします。ただし，技術上やむをえない場合には，交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとすることがあります。
c　接続送電サービス料金	c　接続送電サービス料金
接続送電サービス料金は，基本料金および電力量料金の合計といたします。ただし，電力量料金は，別表 5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表 5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表 5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。	接続送電サービス料金は，基本料金および電力量料金の合計といたします。ただし，電力量料金は，別表 5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表 5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表 5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。
(a) 基本料金	(a) 基本料金
基本料金は，1月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。	基本料金は，1月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。
i　(2)イ(ｲ)により接続送電サービス契約電力を定める場合	i　(2)イ(ｲ)により接続送電サービス契約電力を定める場合

託送供給等約款　新旧比較表

託送供給等約款　2024年10月1日実施	託送供給等約款　2025年4月1日実施
接続送電サービス契約電力1キロワットにつき　630円30銭	接続送電サービス契約電力1キロワットにつき　630円30銭
ただし，接続送電サービス契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は，接続送電サービス契約電力が1キロワットの場合の基本料金の半額といたします。	ただし，接続送電サービス契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は，接続送電サービス契約電力が1キロワットの場合の基本料金の半額といたします。
ⅱ　(2)イ(ハ)により接続送電サービス契約電力を定める場合	ⅱ　(2)イ(ハ)により接続送電サービス契約電力を定める場合
接続送電サービス契約電力1キロワットにつき　457円60銭	接続送電サービス契約電力1キロワットにつき　457円60銭
ただし，接続送電サービス契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は，接続送電サービス契約電力が1キロワットの場合の基本料金の半額といたします。	ただし，接続送電サービス契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は，接続送電サービス契約電力が1キロワットの場合の基本料金の半額といたします。
(b) 電力量料金	(b) 電力量料金
電力量料金は，その1月の接続供給電力量によって算定いたします。	電力量料金は，その1月の接続供給電力量によって算定いたします。
1キロワット時につき　8円57銭	1キロワット時につき　8円57銭
(c) そ　の　他	(c) そ　の　他
接続供給電力量が僅少であるため計量できないことが見込まれる場合等特別の事情がある場合で，当社が適当と認めるときは，基本料金のみといたします。	接続供給電力量が僅少であるため計量できないことが見込まれる場合等特別の事情がある場合で，当社が適当と認めるときは，基本料金のみといたします。
d　そ　の　他	d　そ　の　他
変圧器，発電設備等その他を介して，電灯または小型機器を使用することはできません。	変圧器，発電設備等その他を介して，電灯または小型機器を使用することはできません。
(ヘ) 動力時間帯別接続送電サービス	(ヘ) 動力時間帯別接続送電サービス
a　適 用 範 囲	a　適 用 範 囲
(ホ) aの適用範囲に該当し，契約者が希望される場合に適用いたします。	(ホ) aの適用範囲に該当し，契約者が希望される場合に適用いたします。
b　供給電気方式および供給電圧	b　供給電気方式および供給電圧
供給電気方式および供給電圧は，交流3相3線式標準電圧200ボルトといたします。ただし，技術上やむをえない場合には，交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとすることがあります。	供給電気方式および供給電圧は，交流3相3線式標準電圧200ボルトといたします。ただし，技術上やむをえない場合には，交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとすることがあります。
c　接続送電サービス料金	c　接続送電サービス料金
接続送電サービス料金は，基本料金および電力量料金の合計といたします。ただし，電力量料金は，別表5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。	接続送電サービス料金は，基本料金および電力量料金の合計といたします。ただし，電力量料金は，別表5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。
(a) 基 本 料 金	(a) 基 本 料 金
基本料金は，1月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。	基本料金は，1月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。
ⅰ　(2)イ(イ)により接続送電サービス契約電力を定める場合	ⅰ　(2)イ(イ)により接続送電サービス契約電力を定める場合
接続送電サービス契約電力1キロワットにつき　630円30銭	接続送電サービス契約電力1キロワットにつき　630円30銭
ただし，接続送電サービス契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は，接続送電サービス契約電力が1キロワットの場合の基本料金の半額といたします。	ただし，接続送電サービス契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は，接続送電サービス契約電力が1キロワットの場合の基本料金の半額といたします。

託送供給等約款　新旧比較表

託送供給等約款　2024 年 10 月 1 日実施	託送供給等約款　2025 年 4 月 1 日実施
ii　(2)イ(ハ)により接続送電サービス契約電力を定める場合	ii　(2)イ(ハ)により接続送電サービス契約電力を定める場合
接続送電サービス契約電力 1 キロワットにつき　457 円 60 銭	接続送電サービス契約電力 1 キロワットにつき　457 円 60 銭
ただし，接続送電サービス契約電力が 0.5 キロワットの場合の基本料金は，接続送電サービス契約電力が 1 キロワットの場合の基本料金の半額といたします。	ただし，接続送電サービス契約電力が 0.5 キロワットの場合の基本料金は，接続送電サービス契約電力が 1 キロワットの場合の基本料金の半額といたします。
(b) 電力量料金	(b) 電力量料金
電力量料金は，その 1 月の時間帯別の接続供給電力量によって算定いたします。	電力量料金は，その 1 月の時間帯別の接続供給電力量によって算定いたします。
i 昼 間 時 間	i 昼 間 時 間
1 キロワット時につき　9 円 21 銭	1 キロワット時につき　9 円 21 銭
ii 夜 間 時 間	ii 夜 間 時 間
1 キロワット時につき　7 円 85 銭	1 キロワット時につき　7 円 85 銭
(c) そ の 他	(c) そ の 他
接続供給電力量が僅少であるため計量できないことが見込まれる場合等特別の事情がある場合で，当社が適当と認めるときは，基本料金のみといたします。	接続供給電力量が僅少であるため計量できないことが見込まれる場合等特別の事情がある場合で，当社が適当と認めるときは，基本料金のみといたします。
d　そ の 他	d　そ の 他
変圧器，発電設備等その他を介して，電灯または小型機器を使用することはできません。	変圧器，発電設備等その他を介して，電灯または小型機器を使用することはできません。
(ト) 動力従量接続送電サービス	(ト) 動力従量接続送電サービス
a　適 用 範 囲	a　適 用 範 囲
(ホ) a の適用範囲に該当し，自己等への電気の供給の用に供する接続供給の場合で，契約者が希望されるときに適用いたします。	(ホ) a の適用範囲に該当し，自己等への電気の供給の用に供する接続供給の場合で，契約者が希望されるときに適用いたします。
b　供給電気方式および供給電圧	b　供給電気方式および供給電圧
供給電気方式および供給電圧は，交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトといたします。ただし，技術上やむをえない場合には，交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとすることがあります。	供給電気方式および供給電圧は，交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトといたします。ただし，技術上やむをえない場合には，交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとすることがあります。
c　接続送電サービス料金	c　接続送電サービス料金
接続送電サービス料金は，その 1 月の接続供給電力量によって算定いたします。ただし，別表 5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表 5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表 5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表 5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表 5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表 5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。	接続送電サービス料金は，その 1 月の接続供給電力量によって算定いたします。ただし，別表 5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表 5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表 5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表 5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表 5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表 5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。
1 キロワット時につき　18 円 90 銭	1 キロワット時につき　18 円 90 銭
d　そ の 他	d　そ の 他
変圧器，発電設備等その他を介して，電灯または小型機器を使用することはできません。	変圧器，発電設備等その他を介して，電灯または小型機器を使用することはできません。
ロ　高圧で供給する場合	ロ　高圧で供給する場合
(イ) 高圧標準接続送電サービス	(イ) 高圧標準接続送電サービス
a　適 用 範 囲	a　適 用 範 囲

託送供給等約款　新旧比較表

託送供給等約款　2024年10月1日実施	託送供給等約款　2025年4月1日実施
接続送電サービス契約電力（分割接続供給の場合は，1供給地点につき，1接続送電サービスを適用したときの接続送電サービス契約電力といたします。）が原則として50キロワット以上であり，かつ，2,000キロワット未満である場合に適用いたします。ただし，特別の事情がある場合で，契約者の希望があるときは，接続送電サービス契約電力が50キロワット未満である場合についても適用することがあります。	接続送電サービス契約電力（分割接続供給の場合は，1供給地点につき，1接続送電サービスを適用したときの接続送電サービス契約電力といたします。）が原則として50キロワット以上であり，かつ，2,000キロワット未満である場合に適用いたします。ただし，特別の事情がある場合で，契約者の希望があるときは，接続送電サービス契約電力が50キロワット未満である場合についても適用することがあります。
b　供給電気方式および供給電圧	b　供給電気方式および供給電圧
供給電気方式および供給電圧は，交流3相3線式標準電圧6,000ボルトといたします。	供給電気方式および供給電圧は，交流3相3線式標準電圧6,000ボルトといたします。
c　接続送電サービス料金	c　接続送電サービス料金
接続送電サービス料金は，基本料金および電力量料金の合計といたします。ただし，基本料金は，ニによって力率割引または割増しをする場合は，力率割引または割増しをしたものといたします。また，電力量料金は，別表5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ヘによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ヘによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。	接続送電サービス料金は，基本料金および電力量料金の合計といたします。ただし，基本料金は，ニによって力率割引または割増しをする場合は，力率割引または割増しをしたものといたします。また，電力量料金は，別表5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ヘによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ヘによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。
(a) 基 本 料 金	(a) 基 本 料 金
基本料金は，1月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合（予備送電サービスによって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は，半額といたします。また，当社が分割接続供給を行なう供給地点において，33（料金の算定）(11)にもとづき料金の調整を行なうために算定する，1供給地点につき，1接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービスの基本料金は，双方の契約者に係る接続送電サービスをまったく利用しないとき（予備送電サービスによって利用したときを除きます。）に限り，半額といたします。	基本料金は，1月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合（予備送電サービスによって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は，半額といたします。また，当社が分割接続供給を行なう供給地点において，33（料金の算定）(11)にもとづき料金の調整を行なうために算定する，1供給地点につき，1接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービスの基本料金は，双方の契約者に係る接続送電サービスをまったく利用しないとき（予備送電サービスによって利用したときを除きます。）に限り，半額といたします。
なお，(2)ニによって接続送電サービス契約電力を定める供給地点において電気を使用された場合で，需要者の発電設備の検査，補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気をまったく使用しないときは，当該供給分に相当する基本料金は，半額といたします。ただし，当社が分割接続供給を行なう供給地点において，33（料金の算定）(11)にもとづき料金の調整を行なうために算定する，1供給地点につき，1接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービスにおける当該不足電力の補給分に相当する基本料金は，双方の契約者に係る接続送電サービスにおいて，需要者の発電設備の検査，補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気をまったく使用しないときに限り，半額といたします。	なお，(2)ニによって接続送電サービス契約電力を定める供給地点において電気を使用された場合で，需要者の発電設備の検査，補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気をまったく使用しないときは，当該供給分に相当する基本料金は，半額といたします。ただし，当社が分割接続供給を行なう供給地点において，33（料金の算定）(11)にもとづき料金の調整を行なうために算定する，1供給地点につき，1接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービスにおける当該不足電力の補給分に相当する基本料金は，双方の契約者に係る接続送電サービスにおいて，需要者の発電設備の検査，補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気をまったく使用しないときに限り，半額といたします。
また，その1月に前月から継続して需要者の発電設備の検査，補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気の供給を受けた期間がある場合で，その期間が前月の当該電気の供給を受けなかった期間を上回らないときは，その期間における当該電気の供給は，前月におけるものとみなします。	また，その1月に前月から継続して需要者の発電設備の検査，補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気の供給を受けた期間がある場合で，その期間が前月の当該電気の供給を受けなかった期間を上回らないときは，その期間における当該電気の供給は，前月におけるものとみなします。

託送供給等約款　新旧比較表

託送供給等約款　2024年10月1日実施	託送供給等約款　2025年4月1日実施
接続送電サービス契約電力1キロワットにつき　706円20銭	接続送電サービス契約電力1キロワットにつき　706円20銭
(b) 電力量料金 電力量料金は，その1月の接続供給電力量によって算定いたします。	(b) 電力量料金 電力量料金は，その1月の接続供給電力量によって算定いたします。
1キロワット時につき　2円08銭	1キロワット時につき　2円08銭
(ﾛ) 高圧時間帯別接続送電サービス a　適 用 範 囲 (ｲ) aの適用範囲に該当し，契約者が希望される場合に適用いたします。 b　供給電気方式および供給電圧 供給電気方式および供給電圧は，交流3相3線式標準電圧6,000ボルトといたします。 c　接続送電サービス料金 接続送電サービス料金は，基本料金および電力量料金の合計といたします。ただし，基本料金は，ニによって力率割引または割増しをする場合は，力率割引または割増しをしたものといたします。また，電力量料金は，別表5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ヘによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ヘによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。 (a) 基 本 料 金 基本料金は，1月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合（予備送電サービスによって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は，半額といたします。また，当社が分割接続供給を行なう供給地点において，33（料金の算定）(11)にもとづき料金の調整を行なうために算定する，1供給地点につき，1接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービスの基本料金は，双方の契約者に係る接続送電サービスをまったく利用しないとき（予備送電サービスによって利用したときを除きます。）に限り，半額といたします。 なお，(2)ニによって接続送電サービス契約電力を定める供給地点において電気を使用された場合で，需要者の発電設備の検査，補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気をまったく使用しないときは，当該供給分に相当する基本料金は，半額といたします。ただし，当社が分割接続供給を行なう供給地点において，33（料金の算定）(11)にもとづき料金の調整を行なうために算定する，1供給地点につき，1接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービスにおける当該不足電力の補給分に相当する基本料金は，双方の契約者に係る接続送電サービスにおいて，需要者の発電設備の検査，補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気をまったく使用しないときに限り，半額といたします。 また，その1月に前月から継続して需要者の発電設備の検査，補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気の供給を受けた期間がある場合で，その期間が前月の当	(ﾛ) 高圧時間帯別接続送電サービス a　適 用 範 囲 (ｲ) aの適用範囲に該当し，契約者が希望される場合に適用いたします。 b　供給電気方式および供給電圧 供給電気方式および供給電圧は，交流3相3線式標準電圧6,000ボルトといたします。 c　接続送電サービス料金 接続送電サービス料金は，基本料金および電力量料金の合計といたします。ただし，基本料金は，ニによって力率割引または割増しをする場合は，力率割引または割増しをしたものといたします。また，電力量料金は，別表5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ヘによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ヘによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。 (a) 基 本 料 金 基本料金は，1月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合（予備送電サービスによって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は，半額といたします。また，当社が分割接続供給を行なう供給地点において，33（料金の算定）(11)にもとづき料金の調整を行なうために算定する，1供給地点につき，1接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービスの基本料金は，双方の契約者に係る接続送電サービスをまったく利用しないとき（予備送電サービスによって利用したときを除きます。）に限り，半額といたします。 なお，(2)ニによって接続送電サービス契約電力を定める供給地点において電気を使用された場合で，需要者の発電設備の検査，補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気をまったく使用しないときは，当該供給分に相当する基本料金は，半額といたします。ただし，当社が分割接続供給を行なう供給地点において，33（料金の算定）(11)にもとづき料金の調整を行なうために算定する，1供給地点につき，1接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービスにおける当該不足電力の補給分に相当する基本料金は，双方の契約者に係る接続送電サービスにおいて，需要者の発電設備の検査，補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気をまったく使用しないときに限り，半額といたします。 また，その1月に前月から継続して需要者の発電設備の検査，補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気の供給を受けた期間がある場合で，その期間が前月の当

託送供給等約款　新旧比較表

託送供給等約款　2024年10月1日実施	託送供給等約款　2025年4月1日実施
該電気の供給を受けなかった期間を上回らないときは，その期間における当該電気の供給は，前月におけるものとみなします。	該電気の供給を受けなかった期間を上回らないときは，その期間における当該電気の供給は，前月におけるものとみなします。
接続送電サービス契約電力1キロワットにつき　706円20銭	接続送電サービス契約電力1キロワットにつき　706円20銭
(b) 電力量料金	(b) 電力量料金
電力量料金は，その1月の時間帯別の接続供給電力量によって算定いたします。	電力量料金は，その1月の時間帯別の接続供給電力量によって算定いたします。
ⅰ 昼 間 時 間	ⅰ 昼 間 時 間
1キロワット時につき　2円26銭	1キロワット時につき　2円26銭
ⅱ 夜 間 時 間	ⅱ 夜 間 時 間
1キロワット時につき　1円88銭	1キロワット時につき　1円88銭
(ハ) 高圧従量接続送電サービス	(ハ) 高圧従量接続送電サービス
a　適 用 範 囲	a　適 用 範 囲
(イ) aの適用範囲に該当し，自己等への電気の供給の用に供するための接続供給の場合で，契約者が希望されるときに適用いたします。	(イ) aの適用範囲に該当し，自己等への電気の供給の用に供するための接続供給の場合で，契約者が希望されるときに適用いたします。
b　供給電気方式および供給電圧	b　供給電気方式および供給電圧
供給電気方式および供給電圧は，交流3相3線式標準電圧6,000ボルトといたします。	供給電気方式および供給電圧は，交流3相3線式標準電圧6,000ボルトといたします。
c　接続送電サービス料金	c　接続送電サービス料金
接続送電サービス料金は，その1月の接続供給電力量によって算定いたします。ただし，別表5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ヘによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ヘによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。	接続送電サービス料金は，その1月の接続供給電力量によって算定いたします。ただし，別表5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ヘによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ヘによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。
1キロワット時につき　13円66銭	1キロワット時につき　13円66銭
ハ　特別高圧で供給する場合	ハ　特別高圧で供給する場合
(イ) 特別高圧標準接続送電サービス	(イ) 特別高圧標準接続送電サービス
a　適 用 範 囲	a　適 用 範 囲
接続送電サービス契約電力（分割接続供給の場合は，1供給地点につき，1接続送電サービスを適用したときの接続送電サービス契約電力といたします。）が原則として2,000キロワット以上である場合に適用いたします。	接続送電サービス契約電力（分割接続供給の場合は，1供給地点につき，1接続送電サービスを適用したときの接続送電サービス契約電力といたします。）が原則として2,000キロワット以上である場合に適用いたします。
b　供給電気方式および供給電圧	b　供給電気方式および供給電圧
供給電気方式は，交流3相3線式とし，供給電圧は，接続送電サービス契約電力（分割接続供給の場合は，1供給地点につき，1接続送電サービスを適用したときの接続送電サービス契約電力といたします。）に応じて次のとおりといたします。	供給電気方式は，交流3相3線式とし，供給電圧は，接続送電サービス契約電力（分割接続供給の場合は，1供給地点につき，1接続送電サービスを適用したときの接続送電サービス契約電力といたします。）に応じて次のとおりといたします。
接続送電サービス契約電力　10,000キロワット未満　標準電圧　30,000ボルト	接続送電サービス契約電力　10,000キロワット未満　標準電圧　30,000ボルト
接続送電サービス契約電力　10,000キロワット以上50,000キロワット未満　標準電圧　60,000ボルト	接続送電サービス契約電力　10,000キロワット以上50,000キロワット未満　標準電圧　60,000ボルト

託送供給等約款　新旧比較表

託送供給等約款　2024年10月1日実施	託送供給等約款　2025年4月1日実施
接続送電サービス契約電力 50,000キロワット以上　標準電圧 140,000ボルト	接続送電サービス契約電力 50,000キロワット以上　標準電圧 140,000ボルト
c　接続送電サービス料金 接続送電サービス料金は，基本料金および電力量料金の合計といたします。ただし，基本料金は，ニによって力率割引または割増しをする場合は，力率割引または割増しをしたものといたします。また，電力量料金は，別表5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。 (a) 基 本 料 金 基本料金は，1月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合（予備送電サービスによって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は，半額といたします。また，当社が分割接続供給を行なう供給地点において，33（料金の算定）(11)にもとづき料金の調整を行なうために算定する，1供給地点につき，1接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービスの基本料金は，双方の契約者に係る接続送電サービスをまったく利用しないとき（予備送電サービスによって利用したときを除きます。）に限り，半額といたします。 なお，(2)ニによって接続送電サービス契約電力を定める供給地点において電気を使用された場合で，需要者の発電設備の検査，補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気をまったく使用しないときは，当該供給分に相当する基本料金は，半額といたします。ただし，当社が分割接続供給を行なう供給地点において，33（料金の算定）(11)にもとづき料金の調整を行なうために算定する，1供給地点につき，1接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービスにおける当該不足電力の補給分に相当する基本料金は，双方の契約者に係る接続送電サービスにおいて，需要者の発電設備の検査，補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気をまったく使用しないときに限り，半額といたします。 また，その1月に前月から継続して需要者の発電設備の検査，補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気の供給を受けた期間がある場合で，その期間が前月の当該電気の供給を受けなかった期間を上回らないときは，その期間における当該電気の供給は，前月におけるものとみなします。	c　接続送電サービス料金 接続送電サービス料金は，基本料金および電力量料金の合計といたします。ただし，基本料金は，ニによって力率割引または割増しをする場合は，力率割引または割増しをしたものといたします。また，電力量料金は，別表5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。 (a) 基 本 料 金 基本料金は，1月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合（予備送電サービスによって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は，半額といたします。また，当社が分割接続供給を行なう供給地点において，33（料金の算定）(11)にもとづき料金の調整を行なうために算定する，1供給地点につき，1接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービスの基本料金は，双方の契約者に係る接続送電サービスをまったく利用しないとき（予備送電サービスによって利用したときを除きます。）に限り，半額といたします。 なお，(2)ニによって接続送電サービス契約電力を定める供給地点において電気を使用された場合で，需要者の発電設備の検査，補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気をまったく使用しないときは，当該供給分に相当する基本料金は，半額といたします。ただし，当社が分割接続供給を行なう供給地点において，33（料金の算定）(11)にもとづき料金の調整を行なうために算定する，1供給地点につき，1接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービスにおける当該不足電力の補給分に相当する基本料金は，双方の契約者に係る接続送電サービスにおいて，需要者の発電設備の検査，補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気をまったく使用しないときに限り，半額といたします。 また，その1月に前月から継続して需要者の発電設備の検査，補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気の供給を受けた期間がある場合で，その期間が前月の当該電気の供給を受けなかった期間を上回らないときは，その期間における当該電気の供給は，前月におけるものとみなします。
接続送電サービス契約電力1キロワットにつき　456円50銭	接続送電サービス契約電力1キロワットにつき　456円50銭
(b) 電力量料金 電力量料金は，その1月の接続供給電力量によって算定いたします。	(b) 電力量料金 電力量料金は，その1月の接続供給電力量によって算定いたします。
1キロワット時につき　0円96銭	1キロワット時につき　0円96銭
(ﾛ) 特別高圧時間帯別接続送電サービス a　適 用 範 囲	(ﾛ) 特別高圧時間帯別接続送電サービス a　適 用 範 囲

託送供給等約款　新旧比較表

託送供給等約款　2024年10月1日実施	託送供給等約款　2025年4月1日実施
(ｲ) a の適用範囲に該当し，契約者が希望される場合に適用いたします。 b　供給電気方式および供給電圧 供給電気方式は，交流3相3線式とし，供給電圧は，接続送電サービス契約電力（分割接続供給の場合は，1 供給地点につき，1 接続送電サービスを適用したときの接続送電サービス契約電力といたします。）に応じて次のとおりといたします。	(ｲ) a の適用範囲に該当し，契約者が希望される場合に適用いたします。 b　供給電気方式および供給電圧 供給電気方式は，交流3相3線式とし，供給電圧は，接続送電サービス契約電力（分割接続供給の場合は，1 供給地点につき，1 接続送電サービスを適用したときの接続送電サービス契約電力といたします。）に応じて次のとおりといたします。
接続送電サービス契約電力　10,000キロワット未満　／　標準電圧　30,000ボルト	接続送電サービス契約電力　10,000キロワット未満　／　標準電圧　30,000ボルト
接続送電サービス契約電力　10,000キロワット以上 50,000キロワット未満　／　標準電圧　60,000ボルト	接続送電サービス契約電力　10,000キロワット以上 50,000キロワット未満　／　標準電圧　60,000ボルト
接続送電サービス契約電力　50,000キロワット以上　／　標準電圧　140,000ボルト	接続送電サービス契約電力　50,000キロワット以上　／　標準電圧　140,000ボルト
c　接続送電サービス料金 接続送電サービス料金は，基本料金および電力量料金の合計といたします。ただし，基本料金は，ニによって力率割引または割増しをする場合は，力率割引または割増しをしたものといたします。また，電力量料金は，別表5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ヘによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ヘによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。 (a) 基 本 料 金 基本料金は，1月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合（予備送電サービスによって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は，半額といたします。また，当社が分割接続供給を行なう供給地点において，33（料金の算定）(11)にもとづき料金の調整を行なうために算定する，1 供給地点につき，1 接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービスの基本料金は，双方の契約者に係る接続送電サービスをまったく利用しないとき（予備送電サービスによって利用したときを除きます。）に限り，半額といたします。 なお，(2)ニによって接続送電サービス契約電力を定める供給地点において電気を使用された場合で，需要者の発電設備の検査，補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気をまったく使用しないときは，当該供給分に相当する基本料金は，半額といたします。ただし，当社が分割接続供給を行なう供給地点において，33（料金の算定）(11)にもとづき料金の調整を行なうために算定する，1 供給地点につき，1 接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービスにおける当該不足電力の補給分に相当する基本料金は，双方の契約者に係る接続送電サービスにおいて，需要者の発電設備の検査，補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気をまったく使用しないときに限り，半額といたします。 また，その1月に前月から継続して需要者の発電設備の検査，補修また	c　接続送電サービス料金 接続送電サービス料金は，基本料金および電力量料金の合計といたします。ただし，基本料金は，ニによって力率割引または割増しをする場合は，力率割引または割増しをしたものといたします。また，電力量料金は，別表5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ヘによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ヘによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。 (a) 基 本 料 金 基本料金は，1月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合（予備送電サービスによって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は，半額といたします。また，当社が分割接続供給を行なう供給地点において，33（料金の算定）(11)にもとづき料金の調整を行なうために算定する，1 供給地点につき，1 接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービスの基本料金は，双方の契約者に係る接続送電サービスをまったく利用しないとき（予備送電サービスによって利用したときを除きます。）に限り，半額といたします。 なお，(2)ニによって接続送電サービス契約電力を定める供給地点において電気を使用された場合で，需要者の発電設備の検査，補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気をまったく使用しないときは，当該供給分に相当する基本料金は，半額といたします。ただし，当社が分割接続供給を行なう供給地点において，33（料金の算定）(11)にもとづき料金の調整を行なうために算定する，1 供給地点につき，1 接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービスにおける当該不足電力の補給分に相当する基本料金は，双方の契約者に係る接続送電サービスにおいて，需要者の発電設備の検査，補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気をまったく使用しないときに限り，半額といたします。 また，その1月に前月から継続して需要者の発電設備の検査，補修また

託送供給等約款　新旧比較表

託送供給等約款　2024年10月1日実施	託送供給等約款　2025年4月1日実施
は事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気の供給を受けた期間がある場合で，その期間が前月の当該電気の供給を受けなかった期間を上回らないときは，その期間における当該電気の供給は，前月におけるものとみなします。	は事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気の供給を受けた期間がある場合で，その期間が前月の当該電気の供給を受けなかった期間を上回らないときは，その期間における当該電気の供給は，前月におけるものとみなします。
接続送電サービス契約電力1キロワットにつき　456円50銭	接続送電サービス契約電力1キロワットにつき　456円50銭
(b) 電力量料金 電力量料金は，その1月の時間帯別の接続供給電力量によって算定いたします。 i 昼間時間	(b) 電力量料金 電力量料金は，その1月の時間帯別の接続供給電力量によって算定いたします。 i 昼間時間
1キロワット時につき　1円01銭	1キロワット時につき　1円01銭
ii 夜間時間	ii 夜間時間
1キロワット時につき　0円91銭	1キロワット時につき　0円91銭
(ハ) 特別高圧従量接続送電サービス a 適用範囲 (イ) aの適用範囲に該当し，自己等への電気の供給の用に供するための接続供給の場合で，契約者が希望されるときに適用いたします。 b 供給電気方式および供給電圧 供給電気方式は，交流3相3線式とし，供給電圧は，接続送電サービス契約電力に応じて次のとおりといたします。	(ハ) 特別高圧従量接続送電サービス a 適用範囲 (イ) aの適用範囲に該当し，自己等への電気の供給の用に供するための接続供給の場合で，契約者が希望されるときに適用いたします。 b 供給電気方式および供給電圧 供給電気方式は，交流3相3線式とし，供給電圧は，接続送電サービス契約電力に応じて次のとおりといたします。
接続送電サービス契約電力 10,000キロワット未満　標準電圧 30,000ボルト	接続送電サービス契約電力 10,000キロワット未満　標準電圧 30,000ボルト
接続送電サービス契約電力 10,000キロワット以上 50,000キロワット未満　標準電圧 60,000ボルト	接続送電サービス契約電力 10,000キロワット以上 50,000キロワット未満　標準電圧 60,000ボルト
接続送電サービス契約電力 50,000キロワット以上　標準電圧 140,000ボルト	接続送電サービス契約電力 50,000キロワット以上　標準電圧 140,000ボルト
c 接続送電サービス料金 接続送電サービス料金は，その1月の接続供給電力量によって算定いたします。ただし，別表5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ヘによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ヘによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。	c 接続送電サービス料金 接続送電サービス料金は，その1月の接続供給電力量によって算定いたします。ただし，別表5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ヘによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ヘによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。
1キロワット時につき　8円43銭	1キロワット時につき　8円43銭
ニ 力率割引および割増し 高圧または特別高圧で供給する場合の力率割引および割増しは，次のとおりといたします。 (イ) 力率は，供給地点ごとに，その1月のうち毎日午前8時から午後10時までの時間における平均力率（瞬間力率が進み力率となる場合には，その瞬間力率は，100パーセントといたします。）といたします。この場合，平均力率は，別表6（平均力率の算定）によって算定された値といたします。 なお，まったく電気を使用しないその1月の力率は，85パーセントとみなし	ニ 力率割引および割増し 高圧または特別高圧で供給する場合の力率割引および割増しは，次のとおりといたします。 (イ) 力率は，供給地点ごとに，その1月のうち毎日午前8時から午後10時までの時間における平均力率（瞬間力率が進み力率となる場合には，その瞬間力率は，100パーセントといたします。）といたします。この場合，平均力率は，別表6（平均力率の算定）によって算定された値といたします。 なお，まったく電気を使用しないその1月の力率は，85パーセントとみなし

託送供給等約款　新旧比較表

託送供給等約款　2024 年 10 月 1 日実施	託送供給等約款　2025 年 4 月 1 日実施
ます。	ます。
(ﾛ) 分割接続供給の場合は，33（料金の算定）(11)にもとづき料金の調整を行なうために，1 供給地点につき，1 接続送電サービスを適用したときの供給地点ごとの力率を，(ｲ)に準じて算定いたします。また，それぞれの契約者に係る接続送電サービスの力率は，1 供給地点につき，1 接続送電サービスを適用した場合の力率と同一の値といたします。ただし，その供給地点において，いずれかの契約者に係る接続送電サービスをまったく利用しない場合は，当該接続送電サービスについては，その 1 月の力率を 85 パーセントとみなします。	(ﾛ) 分割接続供給の場合は，33（料金の算定）(11)にもとづき料金の調整を行なうために，1 供給地点につき，1 接続送電サービスを適用したときの供給地点ごとの力率を，(ｲ)に準じて算定いたします。また，それぞれの契約者に係る接続送電サービスの力率は，1 供給地点につき，1 接続送電サービスを適用した場合の力率と同一の値といたします。ただし，その供給地点において，いずれかの契約者に係る接続送電サービスをまったく利用しない場合は，当該接続送電サービスについては，その 1 月の力率を 85 パーセントとみなします。
(ﾊ) 力率が，85 パーセントを上回る場合は，その上回る 1 パーセントにつき，基本料金（(2)ニによって接続送電サービス契約電力を定める供給地点において，需要者の発電設備の検査，補修または事故〔停電による停止等を含みます。〕により生じた不足電力の補給にあてるための電気をまったく使用しない場合は，当該供給分以外の供給分に相当する基本料金といたします。）を 1 パーセント割引し，85 パーセントを下回る場合は，その下回る 1 パーセントにつき，基本料金（(2)ニによって接続送電サービス契約電力を定める供給地点において，需要者の発電設備の検査，補修または事故〔停電による停止等を含みます。〕により生じた不足電力の補給にあてるための電気をまったく使用しない場合は，当該供給分以外の供給分に相当する基本料金といたします。）を 1 パーセント割増しいたします。	(ﾊ) 力率が，85 パーセントを上回る場合は，その上回る 1 パーセントにつき，基本料金（(2)ニによって接続送電サービス契約電力を定める供給地点において，需要者の発電設備の検査，補修または事故〔停電による停止等を含みます。〕により生じた不足電力の補給にあてるための電気をまったく使用しない場合は，当該供給分以外の供給分に相当する基本料金といたします。）を 1 パーセント割引し，85 パーセントを下回る場合は，その下回る 1 パーセントにつき，基本料金（(2)ニによって接続送電サービス契約電力を定める供給地点において，需要者の発電設備の検査，補修または事故〔停電による停止等を含みます。〕により生じた不足電力の補給にあてるための電気をまったく使用しない場合は，当該供給分以外の供給分に相当する基本料金といたします。）を 1 パーセント割増しいたします。
ホ　そ　の　他	ホ　そ　の　他
(ｲ) 接続送電サービス料金の計算における合計金額の単位は，1 円とし，その端数は，切り捨てます。	(ｲ) 接続送電サービス料金の計算における合計金額の単位は，1 円とし，その端数は，切り捨てます。
(ﾛ) 電灯時間帯別接続送電サービス，動力時間帯別接続送電サービス，高圧時間帯別接続送電サービスまたは特別高圧時間帯別接続送電サービス（以下「時間帯別接続送電サービス」といいます。）の適用後 1 年に満たない場合は，電灯標準接続送電サービス，動力標準接続送電サービス，高圧標準接続送電サービスもしくは特別高圧標準接続送電サービス（以下「標準接続送電サービス」といいます。）または電灯従量接続送電サービス，動力従量接続送電サービス，高圧従量接続送電サービスもしくは特別高圧従量接続送電サービス（以下「従量接続送電サービス」といいます。）を適用いたしません。また，従量接続送電サービスの適用後 1 年に満たない場合は，標準接続送電サービスまたは時間帯別接続送電サービスを適用いたしません。	(ﾛ) 電灯時間帯別接続送電サービス，動力時間帯別接続送電サービス，高圧時間帯別接続送電サービスまたは特別高圧時間帯別接続送電サービス（以下「時間帯別接続送電サービス」といいます。）の適用後 1 年に満たない場合は，電灯標準接続送電サービス，動力標準接続送電サービス，高圧標準接続送電サービスもしくは特別高圧標準接続送電サービス（以下「標準接続送電サービス」といいます。）または電灯従量接続送電サービス，動力従量接続送電サービス，高圧従量接続送電サービスもしくは特別高圧従量接続送電サービス（以下「従量接続送電サービス」といいます。）を適用いたしません。また，従量接続送電サービスの適用後 1 年に満たない場合は，標準接続送電サービスまたは時間帯別接続送電サービスを適用いたしません。
(ﾊ) 時間帯別接続送電サービスまたは従量接続送電サービスから標準接続送電サービスに変更された後 1 年に満たない場合は，時間帯別接続送電サービスまたは従量接続送電サービスを適用いたしません。	(ﾊ) 時間帯別接続送電サービスまたは従量接続送電サービスから標準接続送電サービスに変更された後 1 年に満たない場合は，時間帯別接続送電サービスまたは従量接続送電サービスを適用いたしません。
(ﾆ) (2)ニによって接続送電サービス契約電力を定める供給地点において，需要者の発電設備の検査，補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気を使用される場合は，使用開始の時刻と使用休止の時刻とをあらかじめ契約者から当社に通知していただきます。ただし，事故その他やむをえない場合は，使用開始後すみやかに契約者から当社に通知していただきます。	(ﾆ) (2)ニによって接続送電サービス契約電力を定める供給地点において，需要者の発電設備の検査，補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気を使用される場合は，使用開始の時刻と使用休止の時刻とをあらかじめ契約者から当社に通知していただきます。ただし，事故その他やむをえない場合は，使用開始後すみやかに契約者から当社に通知していただきます。
(ﾎ) 当社は，必要に応じて，需要者の発電設備の運転に関する記録を契約者から提出していただきます。	(ﾎ) 当社は，必要に応じて，需要者の発電設備の運転に関する記録を契約者から提出していただきます。
(ﾍ) 33（料金の算定）(11)にもとづき料金の調整を行なうための，1 供給地点につき，1 接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービスの種別を定めた後 1 年に満たないときの取扱いは，(ﾛ)および(ﾊ)に準ずるものといたします。	(ﾍ) 33（料金の算定）(11)にもとづき料金の調整を行なうための，1 供給地点につき，1 接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービスの種別を定めた後 1 年に満たないときの取扱いは，(ﾛ)および(ﾊ)に準ずるものといたします。
(4) 1 年を通じての最大需要電力等が夜間時間に発生する場合の取扱い	(4) 1 年を通じての最大需要電力等が夜間時間に発生する場合の取扱い

託送供給等約款　新旧比較表

<table>
<tr><th>託送供給等約款　2024 年 10 月 1 日実施</th><th>託送供給等約款　2025 年 4 月 1 日実施</th></tr>
<tr><td>高圧または特別高圧で供給する場合で，需要者が昼間時間から夜間時間への負荷移行を行なった結果，1 年を通じての最大需要電力等が夜間時間に発生し，かつ，契約者が標準接続送電サービスまたは時間帯別接続送電サービスの適用を受け，契約者と当社との協議が整ったときのその供給地点の各月の接続送電サービス料金は，(3)によって算定された金額からイによって算定された金額（以下「ピークシフト割引額」といいます。）を差し引いたものといたします。
イ　ピークシフト割引額
ピークシフト割引額は，1 月につき次の式により算定された金額といたします。ただし，まったく電気を使用しない場合（予備送電サービスによって電気を使用した場合を除きます。）のピークシフト割引額は，半額といたします。
ピークシフト割引額＝次に定める割引単価×ロのピークシフト電力
<table>
<tr><td rowspan="2">ピークシフト電力
1 キロワットにつき</td><td>高圧で供給する場合</td><td>600 円 60 銭</td></tr>
<tr><td>特別高圧で供給する場合</td><td>388 円 30 銭</td></tr>
</table>
ロ　ピークシフト電力
ピークシフト電力は，需要者の負荷移行により昼間時間から夜間時間に移行された増分電力をいい，その需要者の接続送電サービス契約電力からその需要者の 1 年を通じての昼間時間における接続供給電力の最大値を差し引いた値を上限として，夜間時間に移行する負荷設備の容量（キロワット）等にもとづき，あらかじめ契約者と当社との協議によって定めます。
なお，分割接続供給の場合は，それぞれの契約者に係るピークシフト電力とあわせて，33（料金の算定）(11)にもとづき料金の調整を行なうために，1 供給地点につき，1 接続送電サービスを適用したときのピークシフト電力を，あらかじめ双方の契約者と当社との協議によって定めます。
また，各月の昼間時間における接続供給電力の最大値の実績等から，ピークシフト電力が不適当と認められる場合には，すみやかにピークシフト電力を適正なものに変更していただきます。
ハ　1 年を通じて夜間時間に最大需要電力等が発生しないことが明らかになった場合等については，本取扱いの適用をただちに解消いたします。
なお，それが本取扱い適用後 1 年に満たない場合は，既に適用したピークシフト割引額の合計金額を本取扱いの適用が解消された月の接続送電サービス料金に加算したものをその月の接続送電サービス料金として算定いたします。</td><td>高圧または特別高圧で供給する場合で，需要者が昼間時間から夜間時間への負荷移行を行なった結果，1 年を通じての最大需要電力等が夜間時間に発生し，かつ，契約者が標準接続送電サービスまたは時間帯別接続送電サービスの適用を受け，契約者と当社との協議がととのったときのその供給地点の各月の接続送電サービス料金は，(3)によって算定された金額からイによって算定された金額（以下「ピークシフト割引額」といいます。）を差し引いたものといたします。
イ　ピークシフト割引額
ピークシフト割引額は，1 月につき次の式により算定された金額といたします。ただし，まったく電気を使用しない場合（予備送電サービスによって電気を使用した場合を除きます。）のピークシフト割引額は，半額といたします。
ピークシフト割引額＝次に定める割引単価×ロのピークシフト電力
<table>
<tr><td rowspan="2">ピークシフト電力
1 キロワットにつき</td><td>高圧で供給する場合</td><td>600 円 60 銭</td></tr>
<tr><td>特別高圧で供給する場合</td><td>388 円 30 銭</td></tr>
</table>
ロ　ピークシフト電力
ピークシフト電力は，需要者の負荷移行により昼間時間から夜間時間に移行された増分電力をいい，その需要者の接続送電サービス契約電力からその需要者の 1 年を通じての昼間時間における接続供給電力の最大値を差し引いた値を上限として，夜間時間に移行する負荷設備の容量（キロワット）等にもとづき，あらかじめ契約者と当社との協議によって定めます。
なお，分割接続供給の場合は，それぞれの契約者に係るピークシフト電力とあわせて，33（料金の算定）(11)にもとづき料金の調整を行なうために，1 供給地点につき，1 接続送電サービスを適用したときのピークシフト電力を，あらかじめ双方の契約者と当社との協議によって定めます。
また，各月の昼間時間における接続供給電力の最大値の実績等から，ピークシフト電力が不適当と認められる場合には，すみやかにピークシフト電力を適正なものに変更していただきます。
ハ　1 年を通じて夜間時間に最大需要電力等が発生しないことが明らかになった場合等については，本取扱いの適用をただちに解消いたします。
なお，それが本取扱い適用後 1 年に満たない場合は，既に適用したピークシフト割引額の合計金額を本取扱いの適用が解消された月の接続送電サービス料金に加算したものをその月の接続送電サービス料金として算定いたします。</td></tr>
<tr><td>20　臨時接続送電サービス
(1) 適 用 範 囲
契約使用期間が 1 年未満の場合において，小売電気事業，特定送配電事業または自己等への電気の供給の用に供する電気に適用いたします。ただし，毎年，一定期間を限り，反復使用するものには適用いたしません。
(2) 臨時接続送電サービス契約電力等
電灯臨時定額接続送電サービスの適用を受ける場合を除き，臨時接続送電サービス契約電流，臨時接続送電サービス契約容量または臨時接続送電サービス契約電力は，次によって供給地点ごとに定めます。
なお，分割接続供給の場合は，それぞれの契約者に係る臨時接続送電サービス契約電力とあわせて，33（料金の算定）(12)にもとづき料金の調整を行なうために，1 供給地点につき，1 臨時接続送電サービスを適用したときの臨時接続送電サービス契約電力を定めます。
イ　低圧で供給する場合
(ｲ) 契約者が電灯または小型機器を使用する需要者に供給する場合</td><td>20　臨時接続送電サービス
(1) 適 用 範 囲
契約使用期間が 1 年未満の場合において，小売電気事業，特定送配電事業または自己等への電気の供給の用に供する電気に適用いたします。ただし，毎年，一定期間を限り，反復使用するものには適用いたしません。
(2) 臨時接続送電サービス契約電力等
電灯臨時定額接続送電サービスの適用を受ける場合を除き，臨時接続送電サービス契約電流，臨時接続送電サービス契約容量または臨時接続送電サービス契約電力は，次によって供給地点ごとに定めます。
なお，分割接続供給の場合は，それぞれの契約者に係る臨時接続送電サービス契約電力とあわせて，33（料金の算定）(12)にもとづき料金の調整を行なうために，1 供給地点につき，1 臨時接続送電サービスを適用したときの臨時接続送電サービス契約電力を定めます。
イ　低圧で供給する場合
(ｲ) 契約者が電灯または小型機器を使用する需要者に供給する場合</td></tr>
</table>

託送供給等約款　新旧比較表

託送供給等約款　2024 年 10 月 1 日実施

次の a または b により，臨時接続送電サービス契約電流または臨時接続送電サービス契約容量（6 キロボルトアンペア以上となる場合に限ります。）を定めます。

a　臨時接続送電サービス契約電流

(a) 臨時接続送電サービス契約電流は，40 アンペア，50 アンペアまたは 60 アンペアのいずれかとし，契約者の申出によって定めます。

(b) 当社は，臨時接続送電サービス契約電流に応じて電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし，契約者または需要者において使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が臨時接続送電サービス契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には，当社は，電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。

b　臨時接続送電サービス契約容量

(a) 臨時接続送電サービス契約容量は，契約負荷設備の総容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，各契約負荷設備ごとに別表 4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）に次の係数を乗じてえた値といたします。ただし，差込口の数と電気機器の数が異なる場合等特別の事情がある場合は，別表 7（契約負荷設備の総容量の算定）によって総容量を定めます。

最初の 6 キロボルトアンペアにつき	95 パーセント
次の 14 キロボルトアンペアにつき	85 パーセント
次の 30 キロボルトアンペアにつき	75 パーセント
50 キロボルトアンペアをこえる部分につき	65 パーセント

(b) 契約者が契約主開閉器により臨時接続送電サービス契約容量を定めることを希望される場合には，臨時接続送電サービス契約容量は，(a)にかかわらず，契約主開閉器の定格電流にもとづき，別表 3（契約電力および契約容量の算定方法）により算定された値といたします。この場合，契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。

なお，当社は，契約主開閉器が制限できる電流を，必要に応じて確認いたします。

(ﾛ) 契約者が動力を使用する需要者に供給する場合

次により，臨時接続送電サービス契約電力を定めます。

a　臨時接続送電サービス契約電力は，契約負荷設備の各入力（出力で表示されている場合等は，別表 4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）についてそれぞれ次の(a)の係数を乗じてえた値の合計に(b)の係数を乗じてえた値といたします。ただし，電気機器の試験用に電気を使用される場合等特別の事情がある場合は，その回路において使用される最大電流を制限できるしゃ断器その他の適当な装置を契約者または需要者に施設していただき，その容量を当該回路において使用される契約負荷設備の入力とみなします。この場合，その容量は別表 3（契約電力および契約容量の算定方法）に準じて算定し，(b)の係数を乗じないものといたします。

(a) 契約負荷設備のうち

最大の入力のものから	最初の 2 台の入力につき	100 パーセント
	次の 2 台の入力につき	95 パーセント
	上記以外のものの入力につき	90 パーセント

(b) (a)によってえた値の合計のうち

託送供給等約款　2025 年 4 月 1 日実施

次の a または b により，臨時接続送電サービス契約電流または臨時接続送電サービス契約容量（6 キロボルトアンペア以上となる場合に限ります。）を定めます。

a　臨時接続送電サービス契約電流

(a) 臨時接続送電サービス契約電流は，40 アンペア，50 アンペアまたは 60 アンペアのいずれかとし，契約者の申出によって定めます。

(b) 当社は，臨時接続送電サービス契約電流に応じて電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし，契約者または需要者において使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が臨時接続送電サービス契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には，当社は，電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。

b　臨時接続送電サービス契約容量

(a) 臨時接続送電サービス契約容量は，契約負荷設備の総容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，各契約負荷設備ごとに別表 4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）に次の係数を乗じてえた値といたします。ただし，差込口の数と電気機器の数が異なる場合等特別の事情がある場合は，別表 7（契約負荷設備の総容量の算定）によって総容量を定めます。

最初の 6 キロボルトアンペアにつき	95 パーセント
次の 14 キロボルトアンペアにつき	85 パーセント
次の 30 キロボルトアンペアにつき	75 パーセント
50 キロボルトアンペアをこえる部分につき	65 パーセント

(b) 契約者が契約主開閉器により臨時接続送電サービス契約容量を定めることを希望される場合には，臨時接続送電サービス契約容量は，(a)にかかわらず，契約主開閉器の定格電流にもとづき，別表 3（契約電力および契約容量の算定方法）により算定された値といたします。この場合，契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。

なお，当社は，契約主開閉器が制限できる電流を，必要に応じて確認いたします。

(ﾛ) 契約者が動力を使用する需要者に供給する場合

次により，臨時接続送電サービス契約電力を定めます。

a　臨時接続送電サービス契約電力は，契約負荷設備の各入力（出力で表示されている場合等は，別表 4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）についてそれぞれ次の(a)の係数を乗じてえた値の合計に(b)の係数を乗じてえた値といたします。ただし，電気機器の試験用に電気を使用される場合等特別の事情がある場合は，その回路において使用される最大電流を制限できるしゃ断器その他の適当な装置を契約者または需要者に施設していただき，その容量を当該回路において使用される契約負荷設備の入力とみなします。この場合，その容量は別表 3（契約電力および契約容量の算定方法）に準じて算定し，(b)の係数を乗じないものといたします。

(a) 契約負荷設備のうち

最大の入力のものから	最初の 2 台の入力につき	100 パーセント
	次の 2 台の入力につき	95 パーセント
	上記以外のものの入力につき	90 パーセント

(b) (a)によってえた値の合計のうち

託送供給等約款　新旧比較表

託送供給等約款　2024 年 10 月 1 日実施	託送供給等約款　2025 年 4 月 1 日実施
最初の 6 キロワットにつき　100 パーセント 次の 14 キロワットにつき　90 パーセント 次の 30 キロワットにつき　80 パーセント 50 キロワットをこえる部分につき　70 パーセント	最初の 6 キロワットにつき　100 パーセント 次の 14 キロワットにつき　90 パーセント 次の 30 キロワットにつき　80 パーセント 50 キロワットをこえる部分につき　70 パーセント
b　契約者が契約主開閉器により臨時接続送電サービス契約電力を定めることを希望される場合には，臨時接続送電サービス契約電力は，a にかかわらず，契約主開閉器の定格電流にもとづき，別表 3（契約電力および契約容量の算定方法）により算定された値といたします。この場合，契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。 なお，当社は，契約主開閉器が制限できる電流を，必要に応じて確認いたします。	b　契約者が契約主開閉器により臨時接続送電サービス契約電力を定めることを希望される場合には，臨時接続送電サービス契約電力は，a にかかわらず，契約主開閉器の定格電流にもとづき，別表 3（契約電力および契約容量の算定方法）により算定された値といたします。この場合，契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。 なお，当社は，契約主開閉器が制限できる電流を，必要に応じて確認いたします。
ロ　高圧または特別高圧で供給する場合 需要場所において使用される負荷設備および受電設備の内容，同一業種の負荷率，操業度等を基準として，契約者と当社との協議により供給地点ごとに臨時接続送電サービス契約電力（分割接続供給の場合は，1 供給地点につき，1 臨時接続送電サービスを適用したときの臨時接続送電サービス契約電力といたします。）を定めます。 なお，分割接続供給の場合におけるそれぞれの契約者に係る臨時接続送電サービス契約電力は，それぞれの契約者と当社との協議によって定めます。	ロ　高圧または特別高圧で供給する場合 需要場所において使用される負荷設備および受電設備の内容，同一業種の負荷率，操業度等を基準として，契約者と当社との協議により供給地点ごとに臨時接続送電サービス契約電力（分割接続供給の場合は，1 供給地点につき，1 臨時接続送電サービスを適用したときの臨時接続送電サービス契約電力といたします。）を定めます。 なお，分割接続供給の場合におけるそれぞれの契約者に係る臨時接続送電サービス契約電力は，それぞれの契約者と当社との協議によって定めます。
(3) 臨時接続送電サービス料金 臨時接続送電サービス料金は，供給地点ごとに，供給電圧および臨時接続送電サービスの種別に応じて，次の各項により算定いたします。 なお，分割接続供給の場合は，それぞれの契約者に係る臨時接続送電サービス料金とあわせて，33（料金の算定）(12)にもとづき料金の調整を行なうために，1 供給地点につき，1 臨時接続送電サービスを適用したときの臨時接続送電サービス料金を算定いたします。	(3) 臨時接続送電サービス料金 臨時接続送電サービス料金は，供給地点ごとに，供給電圧および臨時接続送電サービスの種別に応じて，次の各項により算定いたします。 なお，分割接続供給の場合は，それぞれの契約者に係る臨時接続送電サービス料金とあわせて，33（料金の算定）(12)にもとづき料金の調整を行なうために，1 供給地点につき，1 臨時接続送電サービスを適用したときの臨時接続送電サービス料金を算定いたします。
イ　低圧で供給する場合 (ｲ) 電灯臨時定額接続送電サービス a　適 用 範 囲 契約者が電灯または小型機器を使用する需要者に供給する場合で，その総容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，各契約負荷設備ごとに別表 4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）が 3 キロボルトアンペア以下であるときに適用いたします。 b　供給電気方式および供給電圧 供給電気方式および供給電圧は，交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトといたします。ただし，技術上やむをえない場合には，交流単相 2 線式標準電圧 200 ボルトまたは交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。 c　臨時接続送電サービス料金 臨時接続送電サービス料金は，契約負荷設備の総容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，各契約負荷設備ごとに別表 4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）によって 1 日につき次のとおりといたします。ただし，別表 5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表 5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表 5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ヘによって算定された離島ユニバー	イ　低圧で供給する場合 (ｲ) 電灯臨時定額接続送電サービス a　適 用 範 囲 契約者が電灯または小型機器を使用する需要者に供給する場合で，その総容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，各契約負荷設備ごとに別表 4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）が 3 キロボルトアンペア以下であるときに適用いたします。 b　供給電気方式および供給電圧 供給電気方式および供給電圧は，交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトといたします。ただし，技術上やむをえない場合には，交流単相 2 線式標準電圧 200 ボルトまたは交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。 c　臨時接続送電サービス料金 臨時接続送電サービス料金は，契約負荷設備の総容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，各契約負荷設備ごとに別表 4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）によって 1 日につき次のとおりといたします。ただし，別表 5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表 5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表 5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ヘによって算定された離島ユニバー

託送供給等約款　新旧比較表

託送供給等約款　2024年10月1日実施	託送供給等約款　2025年4月1日実施

サルサービス調整額を差し引いたものとし，別表5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

総容量が50ボルトアンペアまでの場合	3円71銭
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	7円41銭
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合 100ボルトアンペアまでごとに	7円41銭
総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロボルトアンペアまでの場合	74円10銭
総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロボルトアンペアまでの場合 1キロボルトアンペアまでごとに	74円10銭

(ﾛ) 電灯臨時接続送電サービス

a　適 用 範 囲

契約者が電灯または小型機器を使用する需要者に供給する場合で，次のいずれにも該当するときに適用いたします。

(a) 臨時接続送電サービス契約容量を定める場合は，臨時接続送電サービス契約容量が原則として50キロボルトアンペア未満であること。

(b) 電灯臨時定額接続送電サービスを適用できないこと。

b　供給電気方式および供給電圧

供給電気方式および供給電圧は，交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトといたします。ただし，技術上やむをえない場合には，交流単相2線式標準電圧200ボルトまたは交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

c　臨時接続送電サービス料金

臨時接続送電サービス料金は，基本料金および電力量料金の合計といたします。ただし，電力量料金は，別表5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

(a) 基 本 料 金

基本料金は，1月につき19（接続送電サービス）(3)イ(ﾛ) c (a) ii において適用される該当基本料金率の10パーセントを割増ししたものを適用

サルサービス調整額を差し引いたものとし，別表5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

総容量が50ボルトアンペアまでの場合	3円71銭
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	7円41銭
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合 100ボルトアンペアまでごとに	7円41銭
総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロボルトアンペアまでの場合	74円10銭
総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロボルトアンペアまでの場合 1キロボルトアンペアまでごとに	74円10銭

(ﾛ) 電灯臨時接続送電サービス

a　適 用 範 囲

契約者が電灯または小型機器を使用する需要者に供給する場合で，次のいずれにも該当するときに適用いたします。

(a) 臨時接続送電サービス契約容量を定める場合は，臨時接続送電サービス契約容量が原則として50キロボルトアンペア未満であること。

(b) 電灯臨時定額接続送電サービスを適用できないこと。

b　供給電気方式および供給電圧

供給電気方式および供給電圧は，交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトといたします。ただし，技術上やむをえない場合には，交流単相2線式標準電圧200ボルトまたは交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

c　臨時接続送電サービス料金

臨時接続送電サービス料金は，基本料金および電力量料金の合計といたします。ただし，電力量料金は，別表5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

(a) 基 本 料 金

基本料金は，1月につき19（接続送電サービス）(3)イ(ﾛ) c (a) ii において適用される該当基本料金率の10パーセントを割増ししたものを適用

託送供給等約款　新旧比較表

託送供給等約款　2024年10月1日実施	託送供給等約款　2025年4月1日実施
いたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。 (b) 電力量料金 電力量料金は，その1月の接続供給電力量によって算定いたします。 1キロワット時につき　9円44銭 (ハ) 動力臨時定額接続送電サービス a　適 用 範 囲 契約者が動力を使用する需要者に供給する場合で，臨時接続送電サービス契約電力が5キロワット以下であるときに適用いたします。 b　供給電気方式および供給電圧 供給電気方式および供給電圧は，交流3相3線式標準電圧200ボルトといたします。ただし，技術上やむをえない場合には，交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとすることがあります。 c　臨時接続送電サービス料金 臨時接続送電サービス料金は，次のとおりといたします。ただし，臨時接続送電サービス契約電力が0.5キロワットの場合の臨時接続送電サービス料金は，臨時接続送電サービス契約電力が1キロワットの場合の該当料金の半額といたします。また，別表5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表5(離島ユニバーサルサービス調整)(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表5(離島ユニバーサルサービス調整)(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。 臨時接続送電サービス契約電力1キロワット1日につき　117円52銭 d　そ の 他 当社が適当と認める場合には，動力臨時接続送電サービスを適用することがあります。 (ニ) 動力臨時接続送電サービス a　適 用 範 囲 契約者が動力を使用する需要者に供給する場合で，臨時接続送電サービス契約電力が原則として5キロワットをこえ，50キロワット未満であるときに適用いたします。 b　供給電気方式および供給電圧 供給電気方式および供給電圧は，交流3相3線式標準電圧200ボルトといたします。ただし，技術上やむをえない場合には，交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとすることがあります。 c　臨時接続送電サービス料金 臨時接続送電サービス料金は，基本料金および電力量料金の合計といたします。ただし，電力量料金は，別表5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表5（離島ユニ	いたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。 (b) 電力量料金 電力量料金は，その1月の接続供給電力量によって算定いたします。 1キロワット時につき　9円44銭 (ハ) 動力臨時定額接続送電サービス a　適 用 範 囲 契約者が動力を使用する需要者に供給する場合で，臨時接続送電サービス契約電力が5キロワット以下であるときに適用いたします。 b　供給電気方式および供給電圧 供給電気方式および供給電圧は，交流3相3線式標準電圧200ボルトといたします。ただし，技術上やむをえない場合には，交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとすることがあります。 c　臨時接続送電サービス料金 臨時接続送電サービス料金は，次のとおりといたします。ただし，臨時接続送電サービス契約電力が0.5キロワットの場合の臨時接続送電サービス料金は，臨時接続送電サービス契約電力が1キロワットの場合の該当料金の半額といたします。また，別表5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表5(離島ユニバーサルサービス調整)(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表5(離島ユニバーサルサービス調整)(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。 臨時接続送電サービス契約電力1キロワット1日につき　117円52銭 d　そ の 他 当社が適当と認める場合には，動力臨時接続送電サービスを適用することがあります。 (ニ) 動力臨時接続送電サービス a　適 用 範 囲 契約者が動力を使用する需要者に供給する場合で，臨時接続送電サービス契約電力が原則として5キロワットをこえ，50キロワット未満であるときに適用いたします。 b　供給電気方式および供給電圧 供給電気方式および供給電圧は，交流3相3線式標準電圧200ボルトといたします。ただし，技術上やむをえない場合には，交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとすることがあります。 c　臨時接続送電サービス料金 臨時接続送電サービス料金は，基本料金および電力量料金の合計といたします。ただし，電力量料金は，別表5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表5（離島ユニ

託送供給等約款　新旧比較表

託送供給等約款　2024年10月1日実施	託送供給等約款　2025年4月1日実施
バーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。	バーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。
(a) 基 本 料 金 基本料金は，1月につき19（接続送電サービス）(3)イ(ホ)c(a)iiにおいて適用される該当基本料金率の20パーセントを割増ししたものを適用いたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。	(a) 基 本 料 金 基本料金は，1月につき19（接続送電サービス）(3)イ(ホ)c(a)iiにおいて適用される該当基本料金率の20パーセントを割増ししたものを適用いたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。
(b) 電力量料金 電力量料金は，その1月の接続供給電力量によって算定いたします。	(b) 電力量料金 電力量料金は，その1月の接続供給電力量によって算定いたします。
1キロワット時につき　10円29銭	1キロワット時につき　10円29銭
ロ　高圧で供給する場合 臨時接続送電サービスの種別は，高圧臨時接続送電サービスといたします。	ロ　高圧で供給する場合 臨時接続送電サービスの種別は，高圧臨時接続送電サービスといたします。
(ｲ) 適 用 範 囲 臨時接続送電サービス契約電力（分割接続供給の場合は，1供給地点につき，1臨時接続送電サービスを適用したときの臨時接続送電サービス契約電力といたします。）が原則として50キロワット以上であり，かつ，2,000キロワット未満である場合に適用いたします。	(ｲ) 適 用 範 囲 臨時接続送電サービス契約電力（分割接続供給の場合は，1供給地点につき，1臨時接続送電サービスを適用したときの臨時接続送電サービス契約電力といたします。）が原則として50キロワット以上であり，かつ，2,000キロワット未満である場合に適用いたします。
(ﾛ) 供給電気方式および供給電圧 供給電気方式および供給電圧は，交流3相3線式標準電圧6,000ボルトといたします。	(ﾛ) 供給電気方式および供給電圧 供給電気方式および供給電圧は，交流3相3線式標準電圧6,000ボルトといたします。
(ﾊ) 臨時接続送電サービス料金 臨時接続送電サービス料金は，基本料金および電力量料金の合計といたします。ただし，基本料金は，ニによって力率割引または割増しをする場合は，力率割引または割増しをしたものといたします。また，電力量料金は，別表5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。	(ﾊ) 臨時接続送電サービス料金 臨時接続送電サービス料金は，基本料金および電力量料金の合計といたします。ただし，基本料金は，ニによって力率割引または割増しをする場合は，力率割引または割増しをしたものといたします。また，電力量料金は，別表5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。
a　基 本 料 金 基本料金は，1月につき19（接続送電サービス）(3)ロ(ｲ)c(a)において適用される該当基本料金率の20パーセントを割増ししたものを適用いたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。また，当社が分割接続供給を行なう供給地点において，33（料金の算定）(12)にもとづき料金の調整を行なうために算定する，1供給地点につき，1臨時接続送電サービスを適用した場合の臨時接続送電サービスの基本料金は，双方の契約者に係る臨時接続送電サービスをまったく利用しないときに限り，半額といたします。	a　基 本 料 金 基本料金は，1月につき19（接続送電サービス）(3)ロ(ｲ)c(a)において適用される該当基本料金率の20パーセントを割増ししたものを適用いたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。また，当社が分割接続供給を行なう供給地点において，33（料金の算定）(12)にもとづき料金の調整を行なうために算定する，1供給地点につき，1臨時接続送電サービスを適用した場合の臨時接続送電サービスの基本料金は，双方の契約者に係る臨時接続送電サービスをまったく利用しないときに限り，半額といたします。
b　電力量料金	b　電力量料金

託送供給等約款　新旧比較表

託送供給等約款　2024 年 10 月 1 日実施

電力量料金は，その 1 月の接続供給電力量によって算定いたします。

1 キロワット時につき	2 円 50 銭

ハ　特別高圧で供給する場合

臨時接続送電サービスの種別は，特別高圧臨時接続送電サービスといたします。

(ｲ) 適 用 範 囲

臨時接続送電サービス契約電力（分割接続供給の場合は，1 供給地点につき，1 臨時接続送電サービスを適用したときの臨時接続送電サービス契約電力といたします。）が原則として 2,000 キロワット以上である場合に適用いたします。

(ﾛ) 供給電気方式および供給電圧

供給電気方式は，交流 3 相 3 線式とし，供給電圧は，臨時接続送電サービス契約電力（分割接続供給の場合は，1 供給地点につき，1 臨時接続送電サービスを適用したときの臨時接続送電サービス契約電力といたします。）に応じて次のとおりといたします。

臨時接続送電サービス契約電力 10,000 キロワット未満	標準電圧 30,000 ボルト
臨時接続送電サービス契約電力 10,000 キロワット以上 50,000 キロワット未満	標準電圧 60,000 ボルト
臨時接続送電サービス契約電力 50,000 キロワット以上	標準電圧 140,000 ボルト

(ﾊ) 臨時接続送電サービス料金

臨時接続送電サービス料金は，基本料金および電力量料金の合計といたします。ただし，基本料金は，ニによって力率割引または割増しをする場合は，力率割引または割増しをしたものといたします。また，電力量料金は，別表 5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表 5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表 5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ヘによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表 5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表 5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表 5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ヘによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

a　基 本 料 金

基本料金は，1 月につき 19（接続送電サービス）(3)ハ(ｲ) c (a)において適用される該当基本料金率の 20 パーセントを割増ししたものを適用いたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。また，当社が分割接続供給を行なう供給地点において，33（料金の算定）(12)にもとづき料金の調整を行なうために算定する，1 供給地点につき，1 臨時接続送電サービスを適用した場合の臨時接続送電サービスの基本料金は，双方の契約者に係る臨時接続送電サービスをまったく利用しないときに限り，半額といたします。

b　電力量料金

電力量料金は，その 1 月の接続供給電力量によって算定いたします。

1 キロワット時につき	1 円 14 銭

ニ　力率割引および割増し

高圧または特別高圧で供給する場合の力率割引および割増しは，19（接続送電

託送供給等約款　2025 年 4 月 1 日実施

電力量料金は，その 1 月の接続供給電力量によって算定いたします。

1 キロワット時につき	2 円 50 銭

ハ　特別高圧で供給する場合

臨時接続送電サービスの種別は，特別高圧臨時接続送電サービスといたします。

(ｲ) 適 用 範 囲

臨時接続送電サービス契約電力（分割接続供給の場合は，1 供給地点につき，1 臨時接続送電サービスを適用したときの臨時接続送電サービス契約電力といたします。）が原則として 2,000 キロワット以上である場合に適用いたします。

(ﾛ) 供給電気方式および供給電圧

供給電気方式は，交流 3 相 3 線式とし，供給電圧は，臨時接続送電サービス契約電力（分割接続供給の場合は，1 供給地点につき，1 臨時接続送電サービスを適用したときの臨時接続送電サービス契約電力といたします。）に応じて次のとおりといたします。

臨時接続送電サービス契約電力 10,000 キロワット未満	標準電圧 30,000 ボルト
臨時接続送電サービス契約電力 10,000 キロワット以上 50,000 キロワット未満	標準電圧 60,000 ボルト
臨時接続送電サービス契約電力 50,000 キロワット以上	標準電圧 140,000 ボルト

(ﾊ) 臨時接続送電サービス料金

臨時接続送電サービス料金は，基本料金および電力量料金の合計といたします。ただし，基本料金は，ニによって力率割引または割増しをする場合は，力率割引または割増しをしたものといたします。また，電力量料金は，別表 5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表 5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表 5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ヘによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表 5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表 5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表 5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ヘによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

a　基 本 料 金

基本料金は，1 月につき 19（接続送電サービス）(3)ハ(ｲ) c (a)において適用される該当基本料金率の 20 パーセントを割増ししたものを適用いたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。また，当社が分割接続供給を行なう供給地点において，33（料金の算定）(12)にもとづき料金の調整を行なうために算定する，1 供給地点につき，1 臨時接続送電サービスを適用した場合の臨時接続送電サービスの基本料金は，双方の契約者に係る臨時接続送電サービスをまったく利用しないときに限り，半額といたします。

b　電力量料金

電力量料金は，その 1 月の接続供給電力量によって算定いたします。

1 キロワット時につき	1 円 14 銭

ニ　力率割引および割増し

高圧または特別高圧で供給する場合の力率割引および割増しは，19（接続送電

託送供給等約款　新旧比較表

<table>
<tr><th>託送供給等約款　2024 年 10 月 1 日実施</th><th>託送供給等約款　2025 年 4 月 1 日実施</th></tr>
<tr><td>サービス）(3)ニに準じて適用いたします。
ホ　そ　の　他
臨時接続送電サービス料金の計算における合計金額の単位は，1 円とし，その端数は，切り捨てます。
(4) そ　の　他
イ　当社は，原則として供給設備を常置いたしません。
ロ　契約使用期間満了後さらに継続して臨時接続送電サービスを利用することを希望される場合で，契約使用期間満了の日の翌日から新たに定める契約使用期間満了の日までが 1 年未満となるときは，臨時接続送電サービスを適用いたします。
ハ　その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，19（接続送電サービス）に準ずるものといたします。ただし，19（接続送電サービス）(4)は，適用いたしません。</td><td>サービス）(3)ニに準じて適用いたします。
ホ　そ　の　他
臨時接続送電サービス料金の計算における合計金額の単位は，1 円とし，その端数は，切り捨てます。
(4) そ　の　他
イ　当社は，原則として供給設備を常置いたしません。
ロ　契約使用期間満了後さらに継続して臨時接続送電サービスを利用することを希望される場合で，契約使用期間満了の日の翌日から新たに定める契約使用期間満了の日までが 1 年未満となるときは，臨時接続送電サービスを適用いたします。
ハ　その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，19（接続送電サービス）に準ずるものといたします。ただし，19（接続送電サービス）(4)は，適用いたしません。</td></tr>
<tr><td>21　予備送電サービス
(1) 適 用 範 囲
高圧または特別高圧で受電または供給する場合で，19（接続送電サービス）を利用される契約者または発電契約者が受電地点および供給地点ごとに予備電線路の利用を希望される次の場合に適用いたします。
イ　予備送電サービスＡ
常時利用変電所から常時利用と同位の電圧で利用する場合
ロ　予備送電サービスＢ
常時利用変電所以外の変電所を利用する場合または常時利用変電所から常時利用と異なった電圧（高圧および特別高圧に限ります。）で利用する場合
(2) 予備送電サービス契約電力
予備送電サービス契約電力は，受電地点については当該受電地点における契約受電電力の値，供給地点については当該供給地点における接続送電サービス契約電力の値とし，受電地点および供給地点ごとに定めます。ただし，契約者または発電契約者に特別の事情がある場合で，契約者または発電契約者が契約受電電力または接続送電サービス契約電力の値と異なる予備送電サービス契約電力を希望されるときの予備送電サービス契約電力は，発電場所における発電設備等の出力および負荷の実情ならびに需要場所における 1 年間を通じての最大の負荷等負荷の実情に応じて，契約者または発電契約者と当社との協議により，受電地点および供給地点ごとに定めます。この場合の予備送電サービス契約電力は，原則として 50 キロワットを下回らないものといたします。
(3) 予備送電サービス料金
予備送電サービス料金は，供給地点ごとに，予備送電サービスの利用の有無にかかわらず，1 月につき次のとおりといたします。
なお，供給地点における予備送電サービスによって使用した電気の電力量は，接続送電サービスによって使用した電気の電力量とみなします。
また，特別高圧で常時利用される供給地点で，高圧で予備送電サービスを利用される場合には，予備送電サービスの供給電圧は，常時利用される電圧と同位の電圧とみなします。この場合，予備送電サービス契約電力および予備送電サービスによって使用した電気の電力量は，予備送電サービス料金および接続送電サービス料金の算定上，常時利用される電圧と同位の電圧にするために修正したものといたします。
イ　予備送電サービスＡ
<table><tr><td>予備送電サービス契約電力</td><td>高圧で供給する場合</td><td>78 円 10 銭</td></tr></table></td><td>21　予備送電サービス
(1) 適 用 範 囲
高圧または特別高圧で受電または供給する場合で，19（接続送電サービス）を利用される契約者または発電契約者が受電地点および供給地点ごとに予備電線路の利用を希望される次の場合に適用いたします。
イ　予備送電サービスＡ
常時利用変電所から常時利用と同位の電圧で利用する場合
ロ　予備送電サービスＢ
常時利用変電所以外の変電所を利用する場合または常時利用変電所から常時利用と異なった電圧（高圧および特別高圧に限ります。）で利用する場合
(2) 予備送電サービス契約電力
予備送電サービス契約電力は，受電地点については当該受電地点における契約受電電力の値，供給地点については当該供給地点における接続送電サービス契約電力の値とし，受電地点および供給地点ごとに定めます。ただし，契約者または発電契約者に特別の事情がある場合で，契約者または発電契約者が契約受電電力または接続送電サービス契約電力の値と異なる予備送電サービス契約電力を希望されるときの予備送電サービス契約電力は，発電場所における発電設備等の出力および負荷の実情ならびに需要場所における 1 年間を通じての最大の負荷等負荷の実情に応じて，契約者または発電契約者と当社との協議により，受電地点および供給地点ごとに定めます。この場合の予備送電サービス契約電力は，原則として 50 キロワットを下回らないものといたします。
(3) 予備送電サービス料金
予備送電サービス料金は，供給地点ごとに，予備送電サービスの利用の有無にかかわらず，1 月につき次のとおりといたします。
なお，供給地点における予備送電サービスによって使用した電気の電力量は，接続送電サービスによって使用した電気の電力量とみなします。
また，特別高圧で常時利用される供給地点で，高圧で予備送電サービスを利用される場合には，予備送電サービスの供給電圧は，常時利用される電圧と同位の電圧とみなします。この場合，予備送電サービス契約電力および予備送電サービスによって使用した電気の電力量は，予備送電サービス料金および接続送電サービス料金の算定上，常時利用される電圧と同位の電圧にするために修正したものといたします。
イ　予備送電サービスＡ
<table><tr><td>予備送電サービス契約電力</td><td>高圧で供給する場合</td><td>78 円 10 銭</td></tr></table></td></tr>
</table>

託送供給等約款　新旧比較表

託送供給等約款　2024年10月1日実施	託送供給等約款　2025年4月1日実施
1キロワットにつき　特別高圧で供給する場合　68円20銭	1キロワットにつき　特別高圧で供給する場合　68円20銭
ロ　予備送電サービスＢ	ロ　予備送電サービスＢ
予備送電サービス契約電力 1キロワットにつき　高圧で供給する場合　100円10銭	予備送電サービス契約電力 1キロワットにつき　高圧で供給する場合　100円10銭
予備送電サービス契約電力 1キロワットにつき　特別高圧で供給する場合　96円80銭	予備送電サービス契約電力 1キロワットにつき　特別高圧で供給する場合　96円80銭
(4) 力率割引および割増し 力率割引および割増しはいたしません。ただし，19（接続送電サービス）(3)ニの力率割引および割増しの適用上，供給地点における予備送電サービスによって使用した電気の電力量は，原則として接続送電サービスによって使用した電気の電力量とみなします。	(4) 力率割引および割増し 力率割引および割増しはいたしません。ただし，19（接続送電サービス）(3)ニの力率割引および割増しの適用上，供給地点における予備送電サービスによって使用した電気の電力量は，原則として接続送電サービスによって使用した電気の電力量とみなします。
(5) そ　の　他 イ　予備送電サービス料金の計算における合計金額の単位は，1円とし，その端数は，切り捨てます。 ロ　受電地点の予備送電サービスは，他の発電量調整供給契約等と共用することができます。 ハ　当社が分割接続供給を行なう供給地点において，予備電線路の利用を希望される場合は，原則として，それぞれの契約者が適用している接続送電サービスごとに予備送電サービスを適用するものとし，それぞれの契約者に係る予備送電サービスの取扱いは，(1)，(2)，(3)，(4)，(5)イおよび(5)ロに準ずるものといたします。また，この場合は，33（料金の算定）(13)にもとづき料金の調整を行なうために，1供給地点につき，1予備送電サービスを適用したときの予備送電サービス料金をあわせて算定するものとし，当該予備送電サービスの取扱いは，(1)，(2)，(3)，(4)，(5)イおよび(5)ロに準ずるものといたします。	(5) そ　の　他 イ　予備送電サービス料金の計算における合計金額の単位は，1円とし，その端数は，切り捨てます。 ロ　受電地点の予備送電サービスは，他の発電量調整供給契約等と共用することができます。 ハ　当社が分割接続供給を行なう供給地点において，予備電線路の利用を希望される場合は，原則として，それぞれの契約者が適用している接続送電サービスごとに予備送電サービスを適用するものとし，それぞれの契約者に係る予備送電サービスの取扱いは，(1)，(2)，(3)，(4)，(5)イおよび(5)ロに準ずるものといたします。また，この場合は，33（料金の算定）(13)にもとづき料金の調整を行なうために，1供給地点につき，1予備送電サービスを適用したときの予備送電サービス料金をあわせて算定するものとし，当該予備送電サービスの取扱いは，(1)，(2)，(3)，(4)，(5)イおよび(5)ロに準ずるものといたします。
22　系統連系受電サービス	**22　系統連系受電サービス**
(1) 適 用 範 囲 小売電気事業，当社以外の一般送配電事業，特定送配電事業または自己等への電気の供給の用に供するために当社が受電する電気に適用いたします。ただし，当社との特定契約に係る電気には適用いたしません。	(1) 適 用 範 囲 小売電気事業，当社以外の一般送配電事業，特定送配電事業または自己等への電気の供給の用に供するために当社が受電する電気に適用いたします。ただし，当社との特定契約に係る電気には適用いたしません。
(2) 系統連系受電課金対象電力 各月の系統連系受電課金対象電力は，次によって受電地点ごとに，発電バランシンググループごとに定めます。 イ　発電場所が1発電バランシンググループに属している場合 (ｲ) 発電設備等に係る供給地点において電灯定額接続送電サービスが適用されている場合 系統連系受電課金対象電力は，同時最大受電電力といたします。 (ﾛ) (ｲ)以外の場合 系統連系受電課金対象電力は，同時最大受電電力から発電設備等に係る供給地点におけるその1月の接続送電サービス契約電力（発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は，1接続送電サービスを適用したときのその1月の接続送電サービス契約電力といたします。）を差し引いた値といたします。ただし，差し引いた値が零を下回る場合の系統連系受電課金対象電力は，零といたします。 ロ　発電場所が複数の発電バランシンググループに属している場合 (ｲ) 発電設備等に係る供給地点において電灯定額接続送電サービスが適用されている場合 発電バランシンググループごとの系統連系受電課金対象電力は，同時最大受電電力を契約受電電力の比であん分してえた値といたします。	(2) 系統連系受電課金対象電力 各月の系統連系受電課金対象電力は，次によって受電地点ごとに，発電バランシンググループごとに定めます。 イ　発電場所が1発電バランシンググループに属している場合 (ｲ) 発電設備等に係る供給地点において電灯定額接続送電サービスが適用されている場合 系統連系受電課金対象電力は，同時最大受電電力といたします。 (ﾛ) (ｲ)以外の場合 系統連系受電課金対象電力は，同時最大受電電力から発電設備等に係る供給地点におけるその1月の接続送電サービス契約電力（発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は，1接続送電サービスを適用したときのその1月の接続送電サービス契約電力といたします。）を差し引いた値といたします。ただし，差し引いた値が零を下回る場合の系統連系受電課金対象電力は，零といたします。 ロ　発電場所が複数の発電バランシンググループに属している場合 (ｲ) 発電設備等に係る供給地点において電灯定額接続送電サービスが適用されている場合 発電バランシンググループごとの系統連系受電課金対象電力は，同時最大受電電力を契約受電電力の比であん分してえた値といたします。

託送供給等約款　新旧比較表

託送供給等約款　2024年10月1日実施	託送供給等約款　2025年4月1日実施
(ﾛ) (ｲ)以外の場合 発電バランシンググループごとの系統連系受電課金対象電力は，同時最大受電電力を契約受電電力の比であん分してえた値から，発電設備等に係る供給地点のその1月の接続送電サービス契約電力（発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は，1接続送電サービスを適用したときのその1月の接続送電サービス契約電力といたします。）を契約受電電力の比であん分してえた値を差し引いた値といたします。ただし，差し引いた値が零を下回る場合の系統連系受電課金対象電力は，零といたします。	(ﾛ) (ｲ)以外の場合 発電バランシンググループごとの系統連系受電課金対象電力は，同時最大受電電力を契約受電電力の比であん分してえた値から，発電設備等に係る供給地点のその1月の接続送電サービス契約電力（発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は，1接続送電サービスを適用したときのその1月の接続送電サービス契約電力といたします。）を契約受電電力の比であん分してえた値を差し引いた値といたします。ただし，差し引いた値が零を下回る場合の系統連系受電課金対象電力は，零といたします。
ハ　イおよびロにおいて，系統連系受電課金対象電力の算定上，次のものについても接続送電サービス契約電力1キロワットとみなします。 (ｲ) 臨時接続送電サービス契約電力（発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は，1臨時接続送電サービスを適用したときの臨時接続送電サービス契約電力といたします。）1キロワット (ﾛ) 接続送電サービス契約電流または臨時接続送電サービス契約電流10アンペア ただし，接続送電サービス契約電流が5アンペアの場合は，0.5キロワットとみなし，15アンペアの場合は，1.5キロワットとみなします。 (ﾊ) 接続送電サービス契約容量または臨時接続送電サービス契約容量1キロボルトアンペア (ﾆ) 電灯臨時定額接続送電サービスにおける契約負荷設備の総容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，各契約負荷設備ごとに別表4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）1キロボルトアンペア ただし，電灯臨時定額接続送電サービスにおける契約負荷設備の総容量の端数は，小数点以下第1位で四捨五入いたします。 (ﾎ) 附則4（揚水発電設備等が設置された需要場所に接続供給を行なう場合の特別措置）の適用を受けている場合の接続供給課金対象電力（揚水発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は，1接続送電サービスまたは1臨時接続送電サービスを適用したときの接続供給課金対象電力といたします。）1キロワット	ハ　イおよびロにおいて，系統連系受電課金対象電力の算定上，次のものについても接続送電サービス契約電力1キロワットとみなします。 (ｲ) 臨時接続送電サービス契約電力（発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は，1臨時接続送電サービスを適用したときの臨時接続送電サービス契約電力といたします。）1キロワット (ﾛ) 接続送電サービス契約電流または臨時接続送電サービス契約電流10アンペア ただし，接続送電サービス契約電流が5アンペアの場合は，0.5キロワットとみなし，15アンペアの場合は，1.5キロワットとみなします。 (ﾊ) 接続送電サービス契約容量または臨時接続送電サービス契約容量1キロボルトアンペア (ﾆ) 電灯臨時定額接続送電サービスにおける契約負荷設備の総容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，各契約負荷設備ごとに別表4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）1キロボルトアンペア ただし，電灯臨時定額接続送電サービスにおける契約負荷設備の総容量の端数は，小数点以下第1位で四捨五入いたします。 (ﾎ) 附則4（揚水発電設備等が設置された需要場所に接続供給を行なう場合の特別措置）の適用を受けている場合の接続供給課金対象電力（揚水発電設備または蓄電池〔以下「揚水発電設備等」といいます。〕に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は，1接続送電サービスまたは1臨時接続送電サービスを適用したときの接続供給課金対象電力といたします。）1キロワット
(3) 系統連系受電サービス料金 系統連系受電サービス料金は，受電地点ごとに，発電バランシンググループごとに算定された基本料金および電力量料金の合計から系統設備効率化割引額を差し引いたものといたします。 イ　基本料金 基本料金は，1月につき次のとおりといたします。ただし，まったく発電または放電しない場合（他の発電量調整供給契約等と同一計量する場合等は，その1月のすべての発電量調整供給等に係る発電量調整受電電力量等が零であるときに限ります。）の基本料金は，半額といたします。	(3) 系統連系受電サービス料金 系統連系受電サービス料金は，受電地点ごとに，発電バランシンググループごとに算定された基本料金および電力量料金の合計から系統設備効率化割引額を差し引いたものといたします。 イ　基本料金 基本料金は，1月につき次のとおりといたします。ただし，まったく発電または放電しない場合（他の発電量調整供給契約等と同一計量する場合等は，その1月のすべての発電量調整供給等に係る発電量調整受電電力量等が零であるときに限ります。）の基本料金は，半額といたします。
系統連系受電課金対象電力1キロワットにつき　93円04銭	系統連系受電課金対象電力1キロワットにつき　93円04銭
ロ　電力量料金 電力量料金は，その1月の発電量調整受電電力量によって算定いたします。	ロ　電力量料金 電力量料金は，その1月の発電量調整受電電力量によって算定いたします。
1キロワット時につき　0円29銭	1キロワット時につき　0円29銭
ハ　系統設備効率化割引 系統設備効率化割引は，基幹系統設備効率化および送電ロス削減割引（以下「系	ハ　系統設備効率化割引 系統設備効率化割引は，基幹系統設備効率化および送電ロス削減割引（以下「系

託送供給等約款　新旧比較表

託送供給等約款　2024年10月1日実施

統設備効率化割引Ａ」といいます。）および特別高圧系統設備効率化割引（以下「系統設備効率化割引Ｂ」といいます。）とし，受電地点ごとに，発電バランシンググループごとに，次により算定いたします。

(ｲ) 適　　用

ａ　系統設備効率化割引Ａ

受電地点について当社が選定した変電所等（以下「連系変電所等」といいます。）が割引対象変電所等（別表２〔系統設備効率化割引の対象変電所等〕(1)に定める割引区分Ａ－1，Ａ－2 またはＡ－3 に該当する変電所等といたします。）の場合に適用いたします。

なお，連系変電所等は，あらかじめ発電者にお知らせいたします。

ｂ　系統設備効率化割引Ｂ

低圧または高圧で受電する場合で，連系変電所等が割引対象変電所等（別表２〔系統設備効率化割引の対象変電所等〕(1)に定める割引区分Ｂ－1 またはＢ－2 に該当する変電所等といたします。）のときに適用いたします。

なお，連系変電所等は，あらかじめ発電者にお知らせいたします。

(ﾛ) 系統設備効率化割引単価

系統設備効率化割引単価は，ａの系統設備効率化割引Ａ単価およびｂの系統設備効率化割引Ｂ単価を合計した値といたします。

ａ　系統設備効率化割引Ａ単価

系統設備効率化割引Ａに係る単価とし，１月につき次のとおりといたします。

(a) 受電電圧が標準電圧 140,000 ボルトをこえる場合

	連系変電所等	単　価
系統連系受電課金対象電力1キロワットにつき	別表2（系統設備効率化割引の対象変電所等）(1)の割引区分Ａ－1の場合	34円02銭
	別表2（系統設備効率化割引の対象変電所等）(1)の割引区分Ａ－2の場合	6円86銭
	別表2（系統設備効率化割引の対象変電所等）(1)の割引区分Ａ－3の場合	3円43銭

(b) (a)以外の場合

	連系変電所等	単　価
系統連系受電課金対象電力1キロワットにつき	別表2（系統設備効率化割引の対象変電所等）(1)の割引区分Ａ－1の場合	34円02銭
	別表2（系統設備効率化割引の対象変電所等）(1)の割引区分Ａ－2の場合	13円73銭
	別表2（系統設備効率化割引の対象変電所等）(1)の割引区分Ａ－3の場合	6円86銭

ｂ　系統設備効率化割引Ｂ単価

託送供給等約款　2025年4月1日実施

統設備効率化割引Ａ」といいます。）および特別高圧系統設備効率化割引（以下「系統設備効率化割引Ｂ」といいます。）とし，受電地点ごとに，発電バランシンググループごとに，次により算定いたします。

(ｲ) 適　　用

ａ　系統設備効率化割引Ａ

受電地点について当社が選定した変電所等（以下「連系変電所等」といいます。）が割引対象変電所等（別表２〔系統設備効率化割引の対象変電所等〕(1)に定める割引区分Ａ－1，Ａ－2 またはＡ－3 に該当する変電所等といたします。）の場合に適用いたします。

なお，連系変電所等は，あらかじめ発電者にお知らせいたします。

ｂ　系統設備効率化割引Ｂ

低圧または高圧で受電する場合で，連系変電所等が割引対象変電所等（別表２〔系統設備効率化割引の対象変電所等〕(1)に定める割引区分Ｂ－1 またはＢ－2 に該当する変電所等といたします。）のときに適用いたします。

なお，連系変電所等は，あらかじめ発電者にお知らせいたします。

(ﾛ) 系統設備効率化割引単価

系統設備効率化割引単価は，ａの系統設備効率化割引Ａ単価およびｂの系統設備効率化割引Ｂ単価を合計した値といたします。

ａ　系統設備効率化割引Ａ単価

系統設備効率化割引Ａに係る単価とし，１月につき次のとおりといたします。

(a) 受電電圧が標準電圧 140,000 ボルトをこえる場合

	連系変電所等	単　価
系統連系受電課金対象電力1キロワットにつき	別表2（系統設備効率化割引の対象変電所等）(1)の割引区分Ａ－1の場合	34円02銭
	別表2（系統設備効率化割引の対象変電所等）(1)の割引区分Ａ－2の場合	6円86銭
	別表2（系統設備効率化割引の対象変電所等）(1)の割引区分Ａ－3の場合	3円43銭

(b) (a)以外の場合

	連系変電所等	単　価
系統連系受電課金対象電力1キロワットにつき	別表2（系統設備効率化割引の対象変電所等）(1)の割引区分Ａ－1の場合	34円02銭
	別表2（系統設備効率化割引の対象変電所等）(1)の割引区分Ａ－2の場合	13円73銭
	別表2（系統設備効率化割引の対象変電所等）(1)の割引区分Ａ－3の場合	6円86銭

ｂ　系統設備効率化割引Ｂ単価

託送供給等約款　新旧比較表

託送供給等約款　2024年10月1日実施	託送供給等約款　2025年4月1日実施
系統設備効率化割引Ｂに係る単価とし，1月につき次のとおりといたします。	系統設備効率化割引Ｂに係る単価とし，1月につき次のとおりといたします。
系統連系受電課金対象電力1キロワットにつき　別表2（系統設備効率化割引の対象変電所等）(1)の割引区分Ｂ－1の場合　46円77銭	系統連系受電課金対象電力1キロワットにつき　別表2（系統設備効率化割引の対象変電所等）(1)の割引区分Ｂ－1の場合　46円77銭
系統連系受電課金対象電力1キロワットにつき　別表2（系統設備効率化割引の対象変電所等）(1)の割引区分Ｂ－2の場合　18円92銭	系統連系受電課金対象電力1キロワットにつき　別表2（系統設備効率化割引の対象変電所等）(1)の割引区分Ｂ－2の場合　18円92銭
(ﾊ) 系統設備効率化割引額 系統設備効率化割引額は，(2)の系統連系受電課金対象電力に(ﾛ)の系統設備効率化割引単価を乗じてえた金額といたします。ただし，まったく発電または放電しない場合（他の発電量調整供給契約等と同一計量する場合等は，その1月のすべての発電量調整供給等に係る発電量調整受電電力量等が零であるときに限ります。）の系統設備効率化割引額は，半額といたします。	(ﾊ) 系統設備効率化割引額 系統設備効率化割引額は，(2)の系統連系受電課金対象電力に(ﾛ)の系統設備効率化割引単価を乗じてえた金額といたします。ただし，まったく発電または放電しない場合（他の発電量調整供給契約等と同一計量する場合等は，その1月のすべての発電量調整供給等に係る発電量調整受電電力量等が零であるときに限ります。）の系統設備効率化割引額は，半額といたします。
ニ　その他 系統連系受電サービス料金の計算における合計金額の単位は，1円とし，その端数は，切り捨てます。	ニ　その他 系統連系受電サービス料金の計算における合計金額の単位は，1円とし，その端数は，切り捨てます。
23　発電量調整受電計画差対応電力 (1) 適　　用 発電バランシンググループにおいて，39（給電指令の実施等）(5)または(6)により補給される電気を使用されていないときに適用いたします。	**23　発電量調整受電計画差対応電力** (1) 適　　用 発電バランシンググループにおいて，39（給電指令の実施等）(5)または(6)により補給される電気を使用されていないときに適用いたします。
(2) 発電量調整受電計画差対応電力 イ　発電量調整受電計画差対応補給電力 (ｲ) 適 用 範 囲 30分ごとの発電量調整受電電力量が，その30分の発電量調整受電計画電力量を下回る場合に生じた不足電力の補給にあてるための電気に適用いたします。	(2) 発電量調整受電計画差対応電力 イ　発電量調整受電計画差対応補給電力 (ｲ) 適 用 範 囲 30分ごとの発電量調整受電電力量が，その30分の発電量調整受電計画電力量を下回る場合に生じた不足電力の補給にあてるための電気に適用いたします。
(ﾛ) 発電量調整受電計画差対応補給電力料金 発電量調整受電計画差対応補給電力料金は，30分ごとの発電量調整受電計画差対応補給電力量に(ﾊ)の発電量調整受電計画差対応補給電力料金単価を適用してえられる金額のその1月の合計といたします。	(ﾛ) 発電量調整受電計画差対応補給電力料金 発電量調整受電計画差対応補給電力料金は，30分ごとの発電量調整受電計画差対応補給電力量に(ﾊ)の発電量調整受電計画差対応補給電力料金単価を適用してえられる金額のその1月の合計といたします。
(ﾊ) 発電量調整受電計画差対応補給電力料金単価 発電量調整受電計画差対応補給電力料金単価は，一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則（以下「託送供給等約款料金算定規則」といいます。）第27条にもとづきインバランス料金として算定される金額に消費税等相当額（消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。）を加えた金額とし，当社が30分ごとに設定するものといたします。	(ﾊ) 発電量調整受電計画差対応補給電力料金単価 発電量調整受電計画差対応補給電力料金単価は，一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則（以下「託送供給等約款料金算定規則」といいます。）第27条にもとづきインバランス料金として算定される金額に消費税等相当額（消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。）を加えた金額とし，当社が30分ごとに設定するものといたします。
ロ　発電量調整受電計画差対応余剰電力 (ｲ) 適 用 範 囲 30分ごとの発電量調整受電電力量が，その30分の発電量調整受電計画電力量を上回る場合の送電超過分電力について，当社が購入する電気に適用いたします。	ロ　発電量調整受電計画差対応余剰電力 (ｲ) 適 用 範 囲 30分ごとの発電量調整受電電力量が，その30分の発電量調整受電計画電力量を上回る場合の送電超過分電力について，当社が購入する電気に適用いたします。
(ﾛ) 発電量調整受電計画差対応余剰電力料金	(ﾛ) 発電量調整受電計画差対応余剰電力料金

託送供給等約款　新旧比較表

託送供給等約款　2024年10月1日実施	託送供給等約款　2025年4月1日実施
発電量調整受電計画差対応余剰電力料金は，30分ごとの発電量調整受電計画差対応余剰電力量に(ﾊ)の発電量調整受電計画差対応余剰電力料金単価を適用してえられる金額のその1月の合計といたします。 (ﾊ) 発電量調整受電計画差対応余剰電力料金単価 発電量調整受電計画差対応余剰電力料金単価は，託送供給等約款料金算定規則第27条にもとづきインバランス料金として算定される金額に消費税等相当額を加えた金額とし，当社が30分ごとに設定するものといたします。	発電量調整受電計画差対応余剰電力料金は，30分ごとの発電量調整受電計画差対応余剰電力量に(ﾊ)の発電量調整受電計画差対応余剰電力料金単価を適用してえられる金額のその1月の合計といたします。 (ﾊ) 発電量調整受電計画差対応余剰電力料金単価 発電量調整受電計画差対応余剰電力料金単価は，託送供給等約款料金算定規則第27条にもとづきインバランス料金として算定される金額に消費税等相当額を加えた金額とし，当社が30分ごとに設定するものといたします。
24　接続対象計画差対応電力 (1) 適　　用 39（給電指令の実施等）(4)により補給される電気を使用されていないときに適用いたします。 (2) 接続対象計画差対応電力 イ　接続対象計画差対応補給電力 (ｲ) 適 用 範 囲 30分ごとの接続対象電力量が，その30分の接続対象計画電力量を上回る場合に生じた不足電力の補給にあてるための電気に適用いたします。 (ﾛ) 接続対象計画差対応補給電力料金 接続対象計画差対応補給電力料金は，30分ごとの接続対象計画差対応補給電力量に(ﾊ)の接続対象計画差対応補給電力料金単価を適用してえられる金額のその1月の合計といたします。 (ﾊ) 接続対象計画差対応補給電力料金単価 接続対象計画差対応補給電力料金単価は，託送供給等約款料金算定規則第27条にもとづきインバランス料金として算定される金額に消費税等相当額を加えた金額とし，当社が30分ごとに設定するものといたします。 ロ　接続対象計画差対応余剰電力 (ｲ) 適 用 範 囲 30分ごとの接続対象電力量が，その30分の接続対象計画電力量を下回る場合の送電超過分電力について，当社が購入する電気に適用いたします。 (ﾛ) 接続対象計画差対応余剰電力料金 接続対象計画差対応余剰電力料金は，30分ごとの接続対象計画差対応余剰電力量に(ﾊ)の接続対象計画差対応余剰電力料金単価を適用してえられる金額のその1月の合計といたします。 (ﾊ) 接続対象計画差対応余剰電力料金単価 接続対象計画差対応余剰電力料金単価は，託送供給等約款料金算定規則第27条にもとづきインバランス料金として算定される金額に消費税等相当額を加えた金額とし，当社が30分ごとに設定するものといたします。	**24　接続対象計画差対応電力** (1) 適　　用 39（給電指令の実施等）(4)により補給される電気を使用されていないときに適用いたします。 (2) 接続対象計画差対応電力 イ　接続対象計画差対応補給電力 (ｲ) 適 用 範 囲 30分ごとの接続対象電力量が，その30分の接続対象計画電力量を上回る場合に生じた不足電力の補給にあてるための電気に適用いたします。 (ﾛ) 接続対象計画差対応補給電力料金 接続対象計画差対応補給電力料金は，30分ごとの接続対象計画差対応補給電力量に(ﾊ)の接続対象計画差対応補給電力料金単価を適用してえられる金額のその1月の合計といたします。 (ﾊ) 接続対象計画差対応補給電力料金単価 接続対象計画差対応補給電力料金単価は，託送供給等約款料金算定規則第27条にもとづきインバランス料金として算定される金額に消費税等相当額を加えた金額とし，当社が30分ごとに設定するものといたします。 ロ　接続対象計画差対応余剰電力 (ｲ) 適 用 範 囲 30分ごとの接続対象電力量が，その30分の接続対象計画電力量を下回る場合の送電超過分電力について，当社が購入する電気に適用いたします。 (ﾛ) 接続対象計画差対応余剰電力料金 接続対象計画差対応余剰電力料金は，30分ごとの接続対象計画差対応余剰電力量に(ﾊ)の接続対象計画差対応余剰電力料金単価を適用してえられる金額のその1月の合計といたします。 (ﾊ) 接続対象計画差対応余剰電力料金単価 接続対象計画差対応余剰電力料金単価は，託送供給等約款料金算定規則第27条にもとづきインバランス料金として算定される金額に消費税等相当額を加えた金額とし，当社が30分ごとに設定するものといたします。
25　需要抑制量調整受電計画差対応電力 (1) 適　　用 需要抑制バランシンググループに適用いたします。 (2) 需要抑制量調整受電計画差対応電力 イ　需要抑制量調整受電計画差対応補給電力 (ｲ) 適用範囲 30分ごとの需要抑制量調整受電電力量が，その30分の需要抑制量調整受電計画電力量を下回る場合に生じた不足電力の補給にあてるための電気に適用いたします。 (ﾛ) 需要抑制量調整受電計画差対応補給電力料金	**25　需要抑制量調整受電計画差対応電力** (1) 適　　用 需要抑制バランシンググループに適用いたします。 (2) 需要抑制量調整受電計画差対応電力 イ　需要抑制量調整受電計画差対応補給電力 (ｲ) 適用範囲 30分ごとの需要抑制量調整受電電力量が，その30分の需要抑制量調整受電計画電力量を下回る場合に生じた不足電力の補給にあてるための電気に適用いたします。 (ﾛ) 需要抑制量調整受電計画差対応補給電力料金

託送供給等約款　新旧比較表

託送供給等約款　2024 年 10 月 1 日実施	託送供給等約款　2025 年 4 月 1 日実施
需要抑制量調整受電計画差対応補給電力料金は，30 分ごとの需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量に(ハ)の需要抑制量調整受電計画差対応補給電力料金単価を適用してえられる金額のその 1 月の合計といたします。 (ハ) 需要抑制量調整受電計画差対応補給電力料金単価 需要抑制量調整受電計画差対応補給電力料金単価は，託送供給等約款料金算定規則第 27 条にもとづきインバランス料金として算定される金額に消費税等相当額を加えた金額とし，当社が 30 分ごとに設定するものといたします。 ロ　需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力 (イ) 適用範囲 30 分ごとの需要抑制量調整受電電力量が，その 30 分の需要抑制量調整受電計画電力量を上回る場合の抑制超過分電力について，当社が購入する電気に適用いたします。 (ロ) 需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力料金 需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力料金は，30 分ごとの需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量に(ハ)の需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力料金単価を適用してえられる金額のその 1 月の合計といたします。 (ハ) 需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力料金単価 需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力料金単価は，託送供給等約款料金算定規則第 27 条にもとづきインバランス料金として算定される金額に消費税等相当額を加えた金額とし，当社が 30 分ごとに設定するものといたします。	需要抑制量調整受電計画差対応補給電力料金は，30 分ごとの需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量に(ハ)の需要抑制量調整受電計画差対応補給電力料金単価を適用してえられる金額のその 1 月の合計といたします。 (ハ) 需要抑制量調整受電計画差対応補給電力料金単価 需要抑制量調整受電計画差対応補給電力料金単価は，託送供給等約款料金算定規則第 27 条にもとづきインバランス料金として算定される金額に消費税等相当額を加えた金額とし，当社が 30 分ごとに設定するものといたします。 ロ　需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力 (イ) 適用範囲 30 分ごとの需要抑制量調整受電電力量が，その 30 分の需要抑制量調整受電計画電力量を上回る場合の抑制超過分電力について，当社が購入する電気に適用いたします。 (ロ) 需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力料金 需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力料金は，30 分ごとの需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量に(ハ)の需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力料金単価を適用してえられる金額のその 1 月の合計といたします。 (ハ) 需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力料金単価 需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力料金単価は，託送供給等約款料金算定規則第 27 条にもとづきインバランス料金として算定される金額に消費税等相当額を加えた金額とし，当社が 30 分ごとに設定するものといたします。
26　給電指令時補給電力 (1) 契約者に係る給電指令時補給電力料金 イ　適 用 範 囲 39（給電指令の実施等）(4)により補給される電気を使用されているときに適用いたします。 ロ　給電指令時補給電力料金 給電指令時補給電力料金は，ハに定める 30 分ごとの給電指令時補給電力量にニの給電指令時補給電力料金単価を適用してえられる金額のその 1 月の合計といたします。 ハ　給電指令時補給電力量 給電指令時補給電力量は，給電指令等の間，31（電力および電力量の算定）(22)により 30 分ごとに算定された値といたします。 ニ　給電指令時補給電力料金単価 給電指令時補給電力料金単価は，託送供給等約款料金算定規則第 27 条にもとづきインバランス料金として算定される金額に消費税等相当額を加えた金額とし，当社が 30 分ごとに設定するものといたします。 (2) 発電契約者に係る給電指令時補給電力料金 イ　適 用 範 囲 39（給電指令の実施等）(5)または(6)により補給される電気を使用されているときに，補給される電気を使用する発電バランシンググループに適用いたします。 ロ　給電指令時補給電力料金 給電指令時補給電力料金は，ハに定める 30 分ごとの給電指令時補給電力量にニの給電指令時補給電力料金単価を適用してえられる金額のその 1 月の合計といたします。 ハ　給電指令時補給電力量	**26　給電指令時補給電力** (1) 契約者に係る給電指令時補給電力料金 イ　適 用 範 囲 39（給電指令の実施等）(4)により補給される電気を使用されているときに適用いたします。 ロ　給電指令時補給電力料金 給電指令時補給電力料金は，ハに定める 30 分ごとの給電指令時補給電力量にニの給電指令時補給電力料金単価を適用してえられる金額のその 1 月の合計といたします。 ハ　給電指令時補給電力量 給電指令時補給電力量は，給電指令等の間，31（電力および電力量の算定）(22)により 30 分ごとに算定された値といたします。 ニ　給電指令時補給電力料金単価 給電指令時補給電力料金単価は，託送供給等約款料金算定規則第 27 条にもとづきインバランス料金として算定される金額に消費税等相当額を加えた金額とし，当社が 30 分ごとに設定するものといたします。 (2) 発電契約者に係る給電指令時補給電力料金 イ　適 用 範 囲 39（給電指令の実施等）(5)または(6)により補給される電気を使用されているときに，補給される電気を使用する発電バランシンググループに適用いたします。 ロ　給電指令時補給電力料金 給電指令時補給電力料金は，ハに定める 30 分ごとの給電指令時補給電力量にニの給電指令時補給電力料金単価を適用してえられる金額のその 1 月の合計といたします。 ハ　給電指令時補給電力量

託送供給等約款　新旧比較表

託送供給等約款　2024 年 10 月 1 日実施	託送供給等約款　2025 年 4 月 1 日実施
給電指令時補給電力量は，給電指令等の間，31（電力および電力量の算定）(20)により 30 分ごとに算定された値といたします。 ニ　給電指令時補給電力料金単価 給電指令時補給電力料金単価は，託送供給等約款料金算定規則第 27 条にもとづきインバランス料金として算定される金額に消費税等相当額を加えた金額とし，当社が 30 分ごとに設定するものといたします。ただし，39（給電指令の実施等）(2)ホの場合で，当社の電力系統における電気の潮流が系統安定度等にもとづき算定される運用可能な容量を超過し，または超過するおそれがある場合に出力の抑制を実施することを前提として連系を行なった発電設備等（以下「ノンファーム電源」といいます。）に対して出力の抑制を実施したときは，39（給電指令の実施等）(5)により補給される電気を使用されているときの翌日取引を行なうための卸電力取引市場における 30 分ごとの売買取引の価格（売買取引に係る電力の受渡しが連系設備の送電容量等による制限を受けるものとして当社の供給区域において売買取引を行なうものに限ります。）に消費税等相当額を加えた金額とし，当社が 30 分ごとに設定するものといたします。また，当社が指定する要件を有する発電設備等またはノンファーム電源以外の発電設備等（以下「ファーム電源」といいます。）であって別途当社と給電指令時補給電力料金に関する契約を締結する設備については，当該契約によるものといたします。	給電指令時補給電力量は，給電指令等の間，31（電力および電力量の算定）(20)により 30 分ごとに算定された値といたします。 ニ　給電指令時補給電力料金単価 給電指令時補給電力料金単価は，託送供給等約款料金算定規則第 27 条にもとづきインバランス料金として算定される金額に消費税等相当額を加えた金額とし，当社が 30 分ごとに設定するものといたします。ただし，39（給電指令の実施等）(2)ホの場合で，当社の電力系統における電気の潮流が系統安定度等にもとづき算定される運用可能な容量を超過し，または超過するおそれがある場合に出力の抑制を実施することを前提として連系を行なった発電設備等（以下「ノンファーム電源」といいます。）に対して出力の抑制を実施したときは，39（給電指令の実施等）(5)により補給される電気を使用されているときの翌日取引を行なうための卸電力取引市場における 30 分ごとの売買取引の価格（売買取引に係る電力の受渡しが連系設備の送電容量等による制限を受けるものとして当社の供給区域において売買取引を行なうものに限ります。）に消費税等相当額を加えた金額とし，当社が 30 分ごとに設定するものといたします。また，当社が指定する要件を有する発電設備等またはノンファーム電源以外の発電設備等（以下「ファーム電源」といいます。）であって別途当社と給電指令時補給電力料金に関する契約を締結する設備については，当該契約によるものといたします。
Ⅳ　料金の算定および支払い **27　料金の適用開始の時期** 接続供給に係る料金は，当社所定の様式に記載された接続供給の開始日から適用し，発電量調整供給に係る料金は，当社所定の様式に記載された発電量調整供給の開始日から適用し，需要抑制量調整供給に係る料金は，当社所定の様式に記載された需要抑制量調整供給の開始日から適用いたします。ただし，接続供給，発電量調整供給もしくは需要抑制量調整供給の準備着手前に接続供給，発電量調整供給もしくは需要抑制量調整供給の開始延期の申入れがあった場合または契約者，発電契約者，需要抑制契約者，発電者もしくは需要者のいずれの責めともならない理由によって接続供給，発電量調整供給もしくは需要抑制量調整供給が開始されない場合は，あらためて契約者，発電契約者または需要抑制契約者と当社との協議によって定められた接続供給，発電量調整供給または需要抑制量調整供給の開始日から適用いたします。	**Ⅳ　料金の算定および支払い** **27　料金の適用開始の時期** 接続供給に係る料金は，当社所定の様式に記載された接続供給の開始日から適用し，発電量調整供給に係る料金は，当社所定の様式に記載された発電量調整供給の開始日から適用し，需要抑制量調整供給に係る料金は，当社所定の様式に記載された需要抑制量調整供給の開始日から適用いたします。ただし，接続供給，発電量調整供給もしくは需要抑制量調整供給の準備着手前に接続供給，発電量調整供給もしくは需要抑制量調整供給の開始延期の申入れがあった場合または契約者，発電契約者，需要抑制契約者，発電者もしくは需要者のいずれの責めともならない理由によって接続供給，発電量調整供給もしくは需要抑制量調整供給が開始されない場合は，あらためて契約者，発電契約者または需要抑制契約者と当社との協議によって定められた接続供給，発電量調整供給または需要抑制量調整供給の開始日から適用いたします。
28　検　針　日 検針日は，次により，実際に検針を行なった日または検針を行なったものとされる日といたします。 (1) 検針は，受電地点または供給地点ごとに当社があらかじめお知らせした日（当社が受電地点または供給地点の属する検針区域に応じて定めた毎月一定の日〔以下「検針の基準となる日」といいます。〕および休日等を考慮して定めます。）に，各月ごとに行ないます。 なお，高圧で受電する場合で契約受電電力が 500 キロワット以上のとき，高圧で供給する場合で 19（接続送電サービス）(2)ロによって契約電力を定めるとき，または特別高圧で受電もしくは供給する場合の検針日は，当社が検針日を定める場合を除き，実際に検針を行なった日にかかわらず，毎月 1 日といたします。 また，受電地点または供給地点が同一の発電場所または需要場所にある場合は，受電地点における検針日と供給地点における検針日は，原則として同一の日といたします。	**28　検　針　日** 検針日は，次により，実際に検針を行なった日または検針を行なったものとされる日といたします。 (1) 検針は，受電地点または供給地点ごとに当社があらかじめお知らせした日（当社が受電地点または供給地点の属する検針区域に応じて定めた毎月一定の日〔以下「検針の基準となる日」といいます。〕および休日等を考慮して定めます。）に，各月ごとに行ないます。 なお，高圧で受電する場合で契約受電電力が 500 キロワット以上のとき，高圧で供給する場合で 19（接続送電サービス）(2)ロによって契約電力を定めるとき，または特別高圧で受電もしくは供給する場合の検針日は，当社が検針日を定める場合を除き，実際に検針を行なった日にかかわらず，毎月 1 日といたします。 また，受電地点または供給地点が同一の発電場所または需要場所にある場合は，受電地点における検針日と供給地点における検針日は，原則として同一の日といたします。

託送供給等約款　新旧比較表

託送供給等約款　2024年10月1日実施	託送供給等約款　2025年4月1日実施
(2) 発電者または需要者が不在等のため検針できなかった場合は，検針に伺った日に検針を行なったものといたします。 (3) 当社は，やむをえない事情のある場合には，(1)にかかわらず，当社があらかじめお知らせした日以外の日に検針を行なうことがあります。 (4) 当社は，次の場合には，(1)にかかわらず，各月ごとに検針を行なわないことがあります。 なお，当社は，ロの場合は，非常変災等の場合を除き，あらかじめ契約者または発電契約者の承諾をえるものといたします。 イ　契約者または発電契約者が受電地点または供給地点を新たに設定した日から，その直後の受電地点または供給地点の属する検針区域の検針日までの期間が短い場合 ロ　その他特別の事情がある場合 (5) (3)の場合で，検針を行なったときは，当社があらかじめお知らせした日に検針を行なったものといたします。 (6) (4)イの場合で，検針を行なわなかったときは，契約者または発電契約者が受電地点または供給地点を新たに設定した日の直後の受電地点または供給地点の属する検針区域の検針日に検針を行なったものといたします。 (7) (4)ロの場合で，検針を行なわなかったときは，検針を行なわない月については，当社があらかじめお知らせした日に検針を行なったものといたします。	(2) 発電者または需要者が不在等のため検針できなかった場合は，検針に伺った日に検針を行なったものといたします。 (3) 当社は，やむをえない事情のある場合には，(1)にかかわらず，当社があらかじめお知らせした日以外の日に検針を行なうことがあります。 (4) 当社は，次の場合には，(1)にかかわらず，各月ごとに検針を行なわないことがあります。 なお，当社は，ロの場合は，非常変災等の場合を除き，あらかじめ契約者または発電契約者の承諾をえるものといたします。 イ　契約者または発電契約者が受電地点または供給地点を新たに設定した日から，その直後の受電地点または供給地点の属する検針区域の検針日までの期間が短い場合 ロ　その他特別の事情がある場合 (5) (3)の場合で，検針を行なったときは，当社があらかじめお知らせした日に検針を行なったものといたします。 (6) (4)イの場合で，検針を行なわなかったときは，契約者または発電契約者が受電地点または供給地点を新たに設定した日の直後の受電地点または供給地点の属する検針区域の検針日に検針を行なったものといたします。 (7) (4)ロの場合で，検針を行なわなかったときは，検針を行なわない月については，当社があらかじめお知らせした日に検針を行なったものといたします。
29　料金の算定期間 (1) 送電サービス料金の算定期間は，次によります。 イ　前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間（以下「供給側検針期間」といいます。）といたします。ただし，契約者が供給地点を新たに設定し，または供給地点を消滅させる場合の料金の算定期間は，その供給地点を新たに設定した日から直後の検針日の前日までの期間または直前の検針日から消滅日の前日までの期間といたします。 ロ　当社があらかじめ契約者に計量日（接続供給の場合，電力量または最大需要電力等が記録型計量器に記録される日をいいます。）をお知らせした場合は，イにかかわらず，前月の計量日から当月の計量日の前日までの期間（以下「供給側計量期間」といいます。）といたします。ただし，契約者が供給地点を新たに設定し，または供給地点を消滅させる場合の料金の算定期間は，その供給地点を新たに設定した日から直後の計量日の前日までの期間または直前の計量日から消滅日の前日までの期間といたします。 ハ　定額接続送電サービスの料金または31（電力および電力量の算定）(27)の場合の送電サービス料金の算定期間は，イに準ずるものといたします。この場合，イにいう検針日は，その供給地点の属する検針区域の検針日といたします。ただし，電灯臨時定額接続送電サービスおよび動力臨時定額接続送電サービスの料金の算定期間は，その供給地点を新たに設定した日から翌月の応当日の前日までの期間，または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とすることがあります。 (2) 系統連系受電サービス料金の算定期間は，次によります。 イ　前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間（以下「受電側検針期間」といいます。）といたします。ただし，発電契約者が受電地点を新たに設定し，または受電地点を消滅させる場合の料金の算定期間は，その受電地点を新たに設定した日から直後の検針日の前日までの期間または直前の検針日から消滅日の前日までの期間といたします。	**29　料金の算定期間** (1) 送電サービス料金の算定期間は，次によります。 イ　前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間（以下「供給側検針期間」といいます。）といたします。ただし，契約者が供給地点を新たに設定し，または供給地点を消滅させる場合の料金の算定期間は，その供給地点を新たに設定した日から直後の検針日の前日までの期間または直前の検針日から消滅日の前日までの期間といたします。 ロ　当社があらかじめ契約者に計量日（接続供給の場合，電力量または最大需要電力等が記録型計量器に記録される日をいいます。）をお知らせした場合は，イにかかわらず，前月の計量日から当月の計量日の前日までの期間（以下「供給側計量期間」といいます。）といたします。ただし，契約者が供給地点を新たに設定し，または供給地点を消滅させる場合の料金の算定期間は，その供給地点を新たに設定した日から直後の計量日の前日までの期間または直前の計量日から消滅日の前日までの期間といたします。 ハ　定額接続送電サービスの料金または31（電力および電力量の算定）(27)の場合の送電サービス料金の算定期間は，イに準ずるものといたします。この場合，イにいう検針日は，その供給地点の属する検針区域の検針日といたします。ただし，電灯臨時定額接続送電サービスおよび動力臨時定額接続送電サービスの料金の算定期間は，その供給地点を新たに設定した日から翌月の応当日の前日までの期間，または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とすることがあります。 (2) 系統連系受電サービス料金の算定期間は，次によります。 イ　前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間（以下「受電側検針期間」といいます。）といたします。ただし，発電契約者が受電地点を新たに設定し，または受電地点を消滅させる場合の料金の算定期間は，その受電地点を新たに設定した日から直後の検針日の前日までの期間または直前の検針日から消滅日の前日までの期間といたします。

託送供給等約款　新旧比較表

託送供給等約款　2024年10月1日実施	託送供給等約款　2025年4月1日実施
ロ　当社があらかじめ発電契約者および発電者に計量日（発電量調整供給の場合，電力量または最大連系電力等が記録型計量器に記録される日をいいます。）をお知らせした場合は，イにかかわらず，前月の計量日から当月の計量日の前日までの期間（以下「受電側計量期間」といいます。）といたします。ただし，発電契約者が受電地点を新たに設定し，または受電地点を消滅させる場合の料金の算定期間は，その受電地点を新たに設定した日から直後の計量日の前日までの期間または直前の計量日から消滅日の前日までの期間といたします。 (3) 発電量調整受電計画差対応補給電力料金，発電量調整受電計画差対応余剰電力料金，接続対象計画差対応補給電力料金，接続対象計画差対応余剰電力料金，需要抑制量調整受電計画差対応補給電力料金，需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力料金および給電指令時補給電力料金の算定期間は，毎月1日から当該月末日までの期間といたします。ただし，接続供給，発電量調整供給もしくは需要抑制量調整供給を開始し，または接続供給契約，発電量調整供給契約もしくは需要抑制量調整供給契約が消滅した場合の料金の算定期間は，開始日から開始日の属する月の末日までの期間または契約が消滅した日の属する月の1日から消滅日までの期間といたします。	ロ　当社があらかじめ発電契約者および発電者に計量日（発電量調整供給の場合，電力量または最大連系電力等が記録型計量器に記録される日をいいます。）をお知らせした場合は，イにかかわらず，前月の計量日から当月の計量日の前日までの期間（以下「受電側計量期間」といいます。）といたします。ただし，発電契約者が受電地点を新たに設定し，または受電地点を消滅させる場合の料金の算定期間は，その受電地点を新たに設定した日から直後の計量日の前日までの期間または直前の計量日から消滅日の前日までの期間といたします。 (3) 発電量調整受電計画差対応補給電力料金，発電量調整受電計画差対応余剰電力料金，接続対象計画差対応補給電力料金，接続対象計画差対応余剰電力料金，需要抑制量調整受電計画差対応補給電力料金，需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力料金および給電指令時補給電力料金の算定期間は，毎月1日から当該月末日までの期間といたします。ただし，接続供給，発電量調整供給もしくは需要抑制量調整供給を開始し，または接続供給契約，発電量調整供給契約もしくは需要抑制量調整供給契約が消滅した場合の料金の算定期間は，開始日から開始日の属する月の末日までの期間または契約が消滅した日の属する月の1日から消滅日までの期間といたします。
30　計　　量 (1) 当社は，発電量調整受電電力量および最大連系電力等は，原則として，受電地点ごとに取り付けた記録型計量器により受電電圧と同位の電圧で，接続供給電力量および最大需要電力等は，原則として，供給地点ごとに取り付けた記録型計量器により供給電圧と同位の電圧で，30分単位で計量いたします。 また，受電地点において他の発電量調整供給契約等と同一計量する場合は，30分ごとに，受電地点において計量された電力量を原則として 38（託送供給等の実施）によりあらかじめ定められたその30分に対する電力量の計画値および仕訳に係る順位にもとづいて仕訳いたします。ただし，発電契約者から発電場所において発電契約者等の負担により，発電契約者等で取り付けた計量器により計量された発電設備等ごとの電力量にもとづく仕訳の申出がある場合で，当社が適当と認めるときは，30 分ごとに，受電地点において計量された電力量を当該受電地点における発電設備等ごとの計量器により計量された電力量にもとづいて仕訳することがあります。この場合，仕訳に必要となる発電設備等ごとの電力量は，契約者または発電契約者から当社に通知していただきます。 なお，30分ごとに，受電地点において計量された電力量の仕訳を行なう場合は，31（電力および電力量の算定）の電力および電力量の算定上，仕訳後の電力量を受電地点で計量された電力量とみなします。 (2)　分割接続供給の場合の30分ごとの供給地点で計量された電力量は，次により仕訳いたします。この場合，電力および電力量の算定上，仕訳後の電力量を供給地点で計量された電力量とみなします。 イ　15（供給および契約の単位）(2)イ(ｲ)により当社が分割接続供給を行なう場合 (ｲ) 供給地点で計量された電力量が通告電力量を下回る場合 原則として，非需要追随供給者に係る電力量は，供給地点で計量された電力量とし，需要追随供給者に係る電力量は，零といたします。 (ﾛ) 供給地点で計量された電力量が通告電力量と一致または上回る場合 非需要追随供給者に係る電力量は，通告電力量とし，需要追随供給者に係る電力量は，次の式によります。 需要追随供給者に係る電力量＝供給地点で計量された電力量－通告電力量	**30　計　　量** (1) 当社は，発電量調整受電電力量および最大連系電力等は，原則として，受電地点ごとに取り付けた記録型計量器により受電電圧と同位の電圧で，接続供給電力量および最大需要電力等は，原則として，供給地点ごとに取り付けた記録型計量器により供給電圧と同位の電圧で，30分単位で計量いたします。 また，受電地点において他の発電量調整供給契約等と同一計量する場合は，30分ごとに，受電地点において計量された電力量を原則として 38（託送供給等の実施）によりあらかじめ定められたその30分に対する電力量の計画値および仕訳に係る順位にもとづいて仕訳いたします。ただし，発電契約者から発電場所において発電契約者等の負担により，発電契約者等で取り付けた計量器により計量された発電設備等ごとの電力量にもとづく仕訳の申出がある場合で，当社が適当と認めるときは，30 分ごとに，受電地点において計量された電力量を当該受電地点における発電設備等ごとの計量器により計量された電力量にもとづいて仕訳することがあります。この場合，仕訳に必要となる発電設備等ごとの電力量は，契約者または発電契約者から当社に通知していただきます。 なお，30分ごとに，受電地点において計量された電力量の仕訳を行なう場合は，31（電力および電力量の算定）の電力および電力量の算定上，仕訳後の電力量を受電地点で計量された電力量とみなします。 (2)　分割接続供給の場合の30分ごとの供給地点で計量された電力量は，次により仕訳いたします。この場合，電力および電力量の算定上，仕訳後の電力量を供給地点で計量された電力量とみなします。 イ　15（供給および契約の単位）(2)イ(ｲ)により当社が分割接続供給を行なう場合 (ｲ) 供給地点で計量された電力量が通告電力量を下回る場合 原則として，非需要追随供給者に係る電力量は，供給地点で計量された電力量とし，需要追随供給者に係る電力量は，零といたします。 (ﾛ) 供給地点で計量された電力量が通告電力量と一致または上回る場合 非需要追随供給者に係る電力量は，通告電力量とし，需要追随供給者に係る電力量は，次の式によります。 需要追随供給者に係る電力量＝供給地点で計量された電力量－通告電力量

託送供給等約款　新旧比較表

託送供給等約款　2024 年 10 月 1 日実施	託送供給等約款　2025 年 4 月 1 日実施
ロ　15（供給および契約の単位）(2)イ(ﾛ)により当社が分割接続供給を行なう場合 (ｲ) 供給地点で計量された電力量がベース電力量を下回る場合 原則として，非需要追随供給者に係る電力量は，供給地点で計量された電力量とし，需要追随供給者に係る電力量は，零といたします。 (ﾛ) 供給地点で計量された電力量がベース電力量と一致または上回る場合 非需要追随供給者に係る電力量は，ベース電力量とし，需要追随供給者に係る電力量は，次の式によります。 需要追随供給者に係る電力量＝供給地点で計量された電力量－ベース電力量 ハ　15（供給および契約の単位）(2)ロにより当社が分割接続供給を行なう場合 それぞれの契約者の供給時間帯によって仕訳いたします。 ただし，33（料金の算定）(11)または(12)にもとづき料金の調整を行なうために，1 供給地点につき，1 接続送電サービスまたは 1 臨時接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービス料金または臨時接続送電サービス料金を算定するときには，電力および電力量の算定上，仕訳前の電力量を供給地点で計量された電力量といたします。 (3) 受電地点または供給地点ごとの計量の結果は，各月ごとにすみやかに契約者または発電契約者および発電者にお知らせいたします。 なお，発電者への受電地点の計量の結果のお知らせは，発電契約者を通じて行ないます。 (4) 技術上，経済上やむをえない場合等特別の事情がある場合は，計量器を取り付けないことがあります。	ロ　15（供給および契約の単位）(2)イ(ﾛ)により当社が分割接続供給を行なう場合 (ｲ) 供給地点で計量された電力量がベース電力量を下回る場合 原則として，非需要追随供給者に係る電力量は，供給地点で計量された電力量とし，需要追随供給者に係る電力量は，零といたします。 (ﾛ) 供給地点で計量された電力量がベース電力量と一致または上回る場合 非需要追随供給者に係る電力量は，ベース電力量とし，需要追随供給者に係る電力量は，次の式によります。 需要追随供給者に係る電力量＝供給地点で計量された電力量－ベース電力量 ハ　15（供給および契約の単位）(2)ロにより当社が分割接続供給を行なう場合 それぞれの契約者の供給時間帯によって仕訳いたします。 ただし，33（料金の算定）(11)または(12)にもとづき料金の調整を行なうために，1 供給地点につき，1 接続送電サービスまたは 1 臨時接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービス料金または臨時接続送電サービス料金を算定するときには，電力および電力量の算定上，仕訳前の電力量を供給地点で計量された電力量といたします。 (3) 受電地点または供給地点ごとの計量の結果は，各月ごとにすみやかに契約者または発電契約者および発電者にお知らせいたします。 なお，発電者への受電地点の計量の結果のお知らせは，発電契約者を通じて行ないます。 (4) 技術上，経済上やむをえない場合等特別の事情がある場合は，計量器を取り付けないことがあります。
31　電力および電力量の算定 (1) 発電量調整受電電力 発電量調整受電電力は，発電量調整供給の場合で，受電地点で計量された電力量の値を 2 倍した値とし，受電地点ごとに，30 分ごとに，算定いたします。 (2) 発電量調整受電電力量 発電量調整受電電力量は，次のとおりといたします。 イ　発電量調整供給に係る発電設備等が調整電源に該当する場合，受電地点ごとに，30 分ごとに，受電地点で計量された電力量といたします。 ロ　発電量調整供給に係る発電設備等が調整電源に該当しない場合，30 分ごとに，受電地点で計量された電力量（受電地点が複数ある場合はその合計といたします。）といたします。 ハ　系統連系受電サービスに係る発電量調整受電電力量は，受電地点ごとに，30 分ごとに，受電地点で計量された電力量といたします。 また，料金の算定期間の発電量調整受電電力量は，30 分ごとの発電量調整受電電力量を，受電地点ごとに，料金の算定期間（ただし，発電契約者が受電地点を消滅させる場合は，直前の検針日から消滅日までの期間といたします。）において合計した値といたします。 (3) 発電量調整受電計画電力 発電量調整受電計画電力は，(4)の発電量調整受電計画電力量の値を 2 倍した値とし，30 分ごとに算定いたします。 (4) 発電量調整受電計画電力量 発電量調整受電計画電力量は，次のとおりといたします。 イ　発電量調整供給に係る発電設備等が調整電源に該当する場合，受電地点ごとに	**31　電力および電力量の算定** (1) 発電量調整受電電力 発電量調整受電電力は，発電量調整供給の場合で，受電地点で計量された電力量の値を 2 倍した値とし，受電地点ごとに，30 分ごとに，算定いたします。 (2) 発電量調整受電電力量 発電量調整受電電力量は，次のとおりといたします。 イ　発電量調整供給に係る発電設備等が調整電源に該当する場合，受電地点ごとに，30 分ごとに，受電地点で計量された電力量といたします。 ロ　発電量調整供給に係る発電設備等が調整電源に該当しない場合，30 分ごとに，受電地点で計量された電力量（受電地点が複数ある場合はその合計といたします。）といたします。 ハ　系統連系受電サービスに係る発電量調整受電電力量は，受電地点ごとに，30 分ごとに，受電地点で計量された電力量といたします。 また，料金の算定期間の発電量調整受電電力量は，30 分ごとの発電量調整受電電力量を，受電地点ごとに，料金の算定期間（ただし，発電契約者が受電地点を消滅させる場合は，直前の検針日から消滅日までの期間といたします。）において合計した値といたします。 (3) 発電量調整受電計画電力 発電量調整受電計画電力は，(4)の発電量調整受電計画電力量の値を 2 倍した値とし，30 分ごとに算定いたします。 (4) 発電量調整受電計画電力量 発電量調整受電計画電力量は，次のとおりといたします。 イ　発電量調整供給に係る発電設備等が調整電源に該当する場合，受電地点ごとに

託送供給等約款　新旧比較表

託送供給等約款　2024 年 10 月 1 日実施	託送供給等約款　2025 年 4 月 1 日実施
当社が発電契約者から受電する電気の 30 分ごとの電力量の計画値で，発電契約者があらかじめ電力広域的運営推進機関を通じて当社に通知する発電計画といたします。ただし，別表 11（発電計画・調達計画・販売計画）に定める当日計画の発電計画と調達計画の合計値が 30 分ごとに販売計画の値と一致しない等の場合は，別表 8（発電量調整受電計画電力量，接続対象計画電力量および需要抑制量調整受電計画電力量に関する取扱い）(1)のとおりといたします。	当社が発電契約者から受電する電気の 30 分ごとの電力量の計画値で，発電契約者があらかじめ電力広域的運営推進機関を通じて当社に通知する発電計画といたします。ただし，別表 11（発電計画・調達計画・販売計画）に定める当日計画の発電計画と調達計画の合計値が 30 分ごとに販売計画の値と一致しない等の場合は，別表 8（発電量調整受電計画電力量，接続対象計画電力量および需要抑制量調整受電計画電力量に関する取扱い）(1)のとおりといたします。
ロ　発電量調整供給に係る発電設備等が調整電源に該当しない場合，受電地点において当社が発電契約者から受電する電気の 30 分ごとの電力量の計画値(受電地点が複数ある場合はその合計といたします。)で，発電契約者があらかじめ電力広域的運営推進機関を通じて当社に通知する発電計画といたします。ただし，別表 11（発電計画・調達計画・販売計画）に定める当日計画の発電計画と調達計画の合計値が 30 分ごとに販売計画の値と一致しない等の場合は，別表 8（発電量調整受電計画電力量，接続対象計画電力量および需要抑制量調整受電計画電力量に関する取扱い）(1)のとおりといたします。	ロ　発電量調整供給に係る発電設備等が調整電源に該当しない場合，受電地点において当社が発電契約者から受電する電気の 30 分ごとの電力量の計画値(受電地点が複数ある場合はその合計といたします。)で，発電契約者があらかじめ電力広域的運営推進機関を通じて当社に通知する発電計画といたします。ただし，別表 11（発電計画・調達計画・販売計画）に定める当日計画の発電計画と調達計画の合計値が 30 分ごとに販売計画の値と一致しない等の場合は，別表 8（発電量調整受電計画電力量，接続対象計画電力量および需要抑制量調整受電計画電力量に関する取扱い）(1)のとおりといたします。
(5) 接続受電電力 接続受電電力は，接続供給の場合で，(6)の接続受電電力量の値を 2 倍した値とし，30 分ごとに算定いたします。	(5) 接続受電電力 接続受電電力は，接続供給の場合で，(6)の接続受電電力量の値を 2 倍した値とし，30 分ごとに算定いたします。
(6) 接続受電電力量 接続受電電力量は，30 分ごとの(12)の接続対象計画電力量といたします。	(6) 接続受電電力量 接続受電電力量は，30 分ごとの(12)の接続対象計画電力量といたします。
(7) 接続供給電力 接続供給電力は，(8)の接続供給電力量の値を 2 倍した値とし，供給地点ごとに，30 分ごとに，算定いたします。	(7) 接続供給電力 接続供給電力は，(8)の接続供給電力量の値を 2 倍した値とし，供給地点ごとに，30 分ごとに，算定いたします。
(8) 接続供給電力量 接続供給電力量は，供給地点ごとに，30 分ごとに，供給地点で計量された電力量といたします。ただし，特別高圧で常時利用される供給地点で，高圧で予備送電サービスを利用される場合には，予備送電サービスに係る接続供給電力量は，供給地点で計量された電力量を常時利用される電圧と同位の電圧にするために修正したものといたします。 また，料金の算定期間の接続供給電力量は，30 分ごとの接続供給電力量を，供給地点ごとに，料金の算定期間（ただし，契約者が供給地点を消滅させる場合は，直前の検針日から消滅日までの期間といたします。）において合計した値といたします。 なお，時間帯別接続送電サービスを適用する場合の料金の算定期間の時間帯別の接続供給電力量は，時間帯ごとに，30 分ごとの接続供給電力量を，供給地点ごとに，料金の算定期間（ただし，契約者が供給地点を消滅させる場合は，直前の検針日から消滅日までの期間といたします。）において合計した値といたします。ただし，19（接続送電サービス）(3)イ(ハ)および(ヘ)の場合におけるその 1 月の夜間時間帯の接続供給電力量は，その 1 月の接続供給電力量からその 1 月の昼間時間帯の接続供給電力量を差し引いた値といたします。	(8) 接続供給電力量 接続供給電力量は，供給地点ごとに，30 分ごとに，供給地点で計量された電力量といたします。ただし，特別高圧で常時利用される供給地点で，高圧で予備送電サービスを利用される場合には，予備送電サービスに係る接続供給電力量は，供給地点で計量された電力量を常時利用される電圧と同位の電圧にするために修正したものといたします。 また，料金の算定期間の接続供給電力量は，30 分ごとの接続供給電力量を，供給地点ごとに，料金の算定期間（ただし，契約者が供給地点を消滅させる場合は，直前の検針日から消滅日までの期間といたします。）において合計した値といたします。 なお，時間帯別接続送電サービスを適用する場合の料金の算定期間の時間帯別の接続供給電力量は，時間帯ごとに，30 分ごとの接続供給電力量を，供給地点ごとに，料金の算定期間（ただし，契約者が供給地点を消滅させる場合は，直前の検針日から消滅日までの期間といたします。）において合計した値といたします。ただし，19（接続送電サービス）(3)イ(ハ)および(ヘ)の場合におけるその 1 月の夜間時間帯の接続供給電力量は，その 1 月の接続供給電力量からその 1 月の昼間時間帯の接続供給電力量を差し引いた値といたします。
(9) 接続対象電力 接続対象電力は，(10)の接続対象電力量の値を 2 倍した値とし，30 分ごとに算定いたします。	(9) 接続対象電力 接続対象電力は，(10)の接続対象電力量の値を 2 倍した値とし，30 分ごとに算定いたします。
(10) 接続対象電力量 接続対象電力量は，30 分ごとに，イまたはロによって算定された値（供給地点が複数ある場合はその合計といたします。）といたします。 イ　需要場所が需要抑制バランシンググループに属さない場合または需要場所が需要抑制バランシンググループに属する場合で需要抑制契約者があらかじめ通	(10) 接続対象電力量 接続対象電力量は，30 分ごとに，イまたはロによって算定された値（供給地点が複数ある場合はその合計といたします。）といたします。 イ　需要場所が需要抑制バランシンググループに属さない場合または需要場所が需要抑制バランシンググループに属する場合で需要抑制契約者があらかじめ通

託送供給等約款　新旧比較表

託送供給等約款　2024年10月1日実施	託送供給等約款　2025年4月1日実施
知した(16)の需要抑制量調整受電計画電力量が零となるときは，次の式により算定された値といたします。 接続供給電力量× $\frac{1}{1-\text{損失率（32〔損失率〕に定める損失率といたします。）}}$	知した(16)の需要抑制量調整受電計画電力量が零となるときは，次の式により算定された値といたします。 接続供給電力量× $\frac{1}{1-\text{損失率（32〔損失率〕に定める損失率といたします。）}}$
ロ　需要抑制契約者があらかじめ通知した(16)の需要抑制量調整受電計画電力量が零をこえる場合は，あらかじめ定めた(ｲ)または(ﾛ)により算定された値といたします。 (ｲ) 需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量および需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量の算定方法として，(14)イを適用している場合は，次のａまたはｂによって算定された値 ａ　１ベースラインに係る需要場所を単一とする場合 (a) 当該需要場所に係る供給地点で計量された接続供給電力量を損失率で修正した値が，ベースラインを上回るとき。 $\left\{\text{接続供給電力量} \times \frac{1}{1-\text{損失率(32〔損失率〕に定める損失率といたします。)}}\right\} -$ 需要抑制量調整受電計画電力量	ロ　需要抑制契約者があらかじめ通知した(16)の需要抑制量調整受電計画電力量が零をこえる場合は，あらかじめ定めた(ｲ)または(ﾛ)により算定された値といたします。 (ｲ) 需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量および需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量の算定方法として，(14)イを適用している場合は，次のａまたはｂによって算定された値 ａ　１ベースラインに係る需要場所を単一とする場合 (a) 当該需要場所に係る供給地点で計量された接続供給電力量を損失率で修正した値が，ベースラインを上回るとき。 $\left\{\text{接続供給電力量} \times \frac{1}{1-\text{損失率(32〔損失率〕に定める損失率といたします。)}}\right\} -$ 需要抑制量調整受電計画電力量
(b) 当該需要場所に係る供給地点で計量された接続供給電力量を損失率で修正した値が，ベースラインと一致またはベースラインを下回り，かつ，ベースラインから需要抑制量調整受電計画電力量を差し引いた値と一致またはベースラインから需要抑制量調整受電計画電力量を差し引いた値を上回るとき。 ベースライン　－　需要抑制量調整受電計画電力量	(b) 当該需要場所に係る供給地点で計量された接続供給電力量を損失率で修正した値が，ベースラインと一致またはベースラインを下回り，かつ，ベースラインから需要抑制量調整受電計画電力量を差し引いた値と一致またはベースラインから需要抑制量調整受電計画電力量を差し引いた値を上回るとき。 ベースライン　－　需要抑制量調整受電計画電力量
(c) 当該需要場所に係る供給地点で計量された接続供給電力量を損失率で修正した値が，ベースラインから需要抑制量調整受電計画電力量を差し引いた値を下回るとき。 接続供給電力量× $\frac{1}{1-\text{損失率（32〔損失率〕に定める損失率といたします。）}}$	(c) 当該需要場所に係る供給地点で計量された接続供給電力量を損失率で修正した値が，ベースラインから需要抑制量調整受電計画電力量を差し引いた値を下回るとき。 接続供給電力量× $\frac{1}{1-\text{損失率（32〔損失率〕に定める損失率といたします。）}}$
ｂ　１ベースラインに係る需要場所を複数とする場合 (a) 当該需要場所に係る供給地点で計量された接続供給電力量を損失率で修正した値の合計値が，ベースラインを上回るとき。 当該需要場所に係る(d)によって算定された値の合計値 －　需要抑制量調整受電計画電力量	ｂ　１ベースラインに係る需要場所を複数とする場合 (a) 当該需要場所に係る供給地点で計量された接続供給電力量を損失率で修正した値の合計値が，ベースラインを上回るとき。 当該需要場所に係る(d)によって算定された値の合計値 －　需要抑制量調整受電計画電力量
(b) 当該需要場所に係る供給地点で計量された接続供給電力量を損失率で修正した値の合計値が，ベースラインと一致またはベースラインを下回	(b) 当該需要場所に係る供給地点で計量された接続供給電力量を損失率で修正した値の合計値が，ベースラインと一致またはベースラインを下回

託送供給等約款　新旧比較表

託送供給等約款　2024 年 10 月 1 日実施	託送供給等約款　2025 年 4 月 1 日実施
り，かつ，ベースラインから需要抑制量調整受電計画電力量を差し引いた値と一致またはベースラインから需要抑制量調整受電計画電力量を差し引いた値を上回るとき。 ベースライン　－　需要抑制量調整受電計画電力量 (c) 当該需要場所に係る供給地点で計量された接続供給電力量を損失率で修正した値の合計値が，ベースラインから需要抑制量調整受電計画電力量を差し引いた値を下回るとき。 当該需要場所に係る(d)によって算定された値の合計値 (d) (a)および(c)にいう(d)によって算定された値とは，次の式により算定された値といたします。 接続供給電力量× $\frac{1}{1-\text{損失率（32〔損失率〕に定める損失率といたします。）}}$ (ﾛ) 需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量および需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量の算定方法として，(14)ロを適用している場合は，次の式によって算定された値 ベースライン　－　需要抑制量調整受電計画電力量 ベースライン　－　需要抑制量調整受電計画電力量	り，かつ，ベースラインから需要抑制量調整受電計画電力量を差し引いた値と一致またはベースラインから需要抑制量調整受電計画電力量を差し引いた値を上回るとき。 ベースライン　－　需要抑制量調整受電計画電力量 (c) 当該需要場所に係る供給地点で計量された接続供給電力量を損失率で修正した値の合計値が，ベースラインから需要抑制量調整受電計画電力量を差し引いた値を下回るとき。 当該需要場所に係る(d)によって算定された値の合計値 (d) (a)および(c)にいう(d)によって算定された値とは，次の式により算定された値といたします。 接続供給電力量× $\frac{1}{1-\text{損失率（32〔損失率〕に定める損失率といたします。）}}$ (ﾛ) 需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量および需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量の算定方法として，(14)ロを適用している場合は，次の式によって算定された値 ベースライン　－　需要抑制量調整受電計画電力量 ベースライン　－　需要抑制量調整受電計画電力量
(11) 接続対象計画電力 接続対象計画電力は，(12)の接続対象計画電力量の値を 2 倍した値とし，30 分ごとに算定いたします。 (12) 接続対象計画電力量 接続対象計画電力量は，30 分ごとの接続対象電力量の計画値（供給地点が複数ある場合はその合計といたします。）で，契約者があらかじめ電力広域的運営推進機関を通じて当社に通知する需要想定値といたします。ただし，別表 10（需要計画・調達計画・販売計画）に定める当日計画の需要想定値に対する取引計画（調達計画から販売計画を差し引いたものといたします。）が 30 分ごとに需要想定値と一致しない等の場合は，別表 8（発電量調整受電計画電力量，接続対象計画電力量および需要抑制量調整受電計画電力量に関する取扱い）(2)のとおりといたします。 (13) 需要抑制量調整受電電力 需要抑制量調整受電電力は，(14)の需要抑制量調整受電電力量の値を 2 倍した値とし，30 分ごとに算定いたします。 (14) 需要抑制量調整受電電力量 需要抑制量調整受電電力量は，当社が需要抑制契約者から受電する 30 分ごとの電力量で，需要場所ごとに，あらかじめ定めたイまたはロによって算定された値といたします。 イ　需要抑制量調整受電計画電力量を上限として，需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量および需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量を算定する場合は，次の式によって算定された値	(11) 接続対象計画電力 接続対象計画電力は，(12)の接続対象計画電力量の値を 2 倍した値とし，30 分ごとに算定いたします。 (12) 接続対象計画電力量 接続対象計画電力量は，30 分ごとの接続対象電力量の計画値（供給地点が複数ある場合はその合計といたします。）で，契約者があらかじめ電力広域的運営推進機関を通じて当社に通知する需要想定値といたします。ただし，別表 10（需要計画・調達計画・販売計画）に定める当日計画の需要想定値に対する取引計画（調達計画から販売計画を差し引いたものといたします。）が 30 分ごとに需要想定値と一致しない等の場合は，別表 8（発電量調整受電計画電力量，接続対象計画電力量および需要抑制量調整受電計画電力量に関する取扱い）(2)のとおりといたします。 (13) 需要抑制量調整受電電力 需要抑制量調整受電電力は，(14)の需要抑制量調整受電電力量の値を 2 倍した値とし，30 分ごとに算定いたします。 (14) 需要抑制量調整受電電力量 需要抑制量調整受電電力量は，当社が需要抑制契約者から受電する 30 分ごとの電力量で，需要場所ごとに，あらかじめ定めたイまたはロによって算定された値といたします。 イ　需要抑制量調整受電計画電力量を上限として，需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量および需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量を算定する場合は，次の式によって算定された値

託送供給等約款　新旧比較表

託送供給等約款　2024 年 10 月 1 日実施	託送供給等約款　2025 年 4 月 1 日実施
(ｲ) 当該需要場所に係る供給地点で計量された接続供給電力量を損失率で修正した値（1 ベースラインに係る需要場所を複数とする場合は，当該需要場所に係る供給地点で計量された接続供給電力量を損失率で修正した値の合計値といたします。）が，ベースラインを上回る場合 需要抑制量調整受電電力量　＝　0	(ｲ) 当該需要場所に係る供給地点で計量された接続供給電力量を損失率で修正した値（1 ベースラインに係る需要場所を複数とする場合は，当該需要場所に係る供給地点で計量された接続供給電力量を損失率で修正した値の合計値といたします。）が，ベースラインを上回る場合 需要抑制量調整受電電力量　＝　0
(ﾛ) 当該需要場所に係る供給地点で計量された接続供給電力量を損失率で修正した値（1 ベースラインに係る需要場所を複数とする場合は，当該需要場所に係る供給地点で計量された接続供給電力量を損失率で修正した値の合計値といたします。）がベースラインと一致またはベースラインを下回り，かつ，ベースラインから需要抑制量調整受電計画電力量を差し引いた値と一致またはベースラインから需要抑制量調整受電計画電力量を差し引いた値を上回る場合 需要抑制量調整受電電力量　＝ ベースライン　－｛接続供給電力量　×　1／（1－損失率（32〔損失率〕に定める損失率といたします。））｝	(ﾛ) 当該需要場所に係る供給地点で計量された接続供給電力量を損失率で修正した値（1 ベースラインに係る需要場所を複数とする場合は，当該需要場所に係る供給地点で計量された接続供給電力量を損失率で修正した値の合計値といたします。）がベースラインと一致またはベースラインを下回り，かつ，ベースラインから需要抑制量調整受電計画電力量を差し引いた値と一致またはベースラインから需要抑制量調整受電計画電力量を差し引いた値を上回る場合 需要抑制量調整受電電力量　＝ ベースライン　－｛接続供給電力量　×　1／（1－損失率（32〔損失率〕に定める損失率といたします。））｝
(ﾊ) 当該需要場所に係る供給地点で計量された接続供給電力量を損失率で修正した値（1 ベースラインに係る需要場所を複数とする場合は，当該需要場所に係る供給地点で計量された接続供給電力量を損失率で修正した値の合計値といたします。）が，ベースラインから需要抑制量調整受電計画電力量を差し引いた値を下回る場合 需要抑制量調整受電電力量　＝　需要抑制量調整受電計画電力量	(ﾊ) 当該需要場所に係る供給地点で計量された接続供給電力量を損失率で修正した値（1 ベースラインに係る需要場所を複数とする場合は，当該需要場所に係る供給地点で計量された接続供給電力量を損失率で修正した値の合計値といたします。）が，ベースラインから需要抑制量調整受電計画電力量を差し引いた値を下回る場合 需要抑制量調整受電電力量　＝　需要抑制量調整受電計画電力量
ﾛ　イ以外の場合は，次の式によって算定された値（1 ベースラインに係る需要場所を複数とする場合，ベースラインから差し引く値は，当該需要場所に係る供給地点で計量された接続供給電力量を損失率で修正した値の合計値といたします。） 需要抑制量調整受電電力量　＝ ベースライン　－｛接続供給電力量　×　1／（1－損失率（32〔損失率〕に定める損失率といたします。））｝	ﾛ　イ以外の場合は，次の式によって算定された値（1 ベースラインに係る需要場所を複数とする場合，ベースラインから差し引く値は，当該需要場所に係る供給地点で計量された接続供給電力量を損失率で修正した値の合計値といたします。） 需要抑制量調整受電電力量　＝ ベースライン　－｛接続供給電力量　×　1／（1－損失率（32〔損失率〕に定める損失率といたします。））｝
ただし，上式の値が負となる場合，需要抑制量調整受電電力量は零といたします。	ただし，上式の値が負となる場合，需要抑制量調整受電電力量は零といたします。
(15) 需要抑制量調整受電計画電力 需要抑制量調整受電計画電力は，(16)の需要抑制量調整受電計画電力量の値を 2 倍した値とし，30 分ごとに算定いたします。	(15) 需要抑制量調整受電計画電力 需要抑制量調整受電計画電力は，(16)の需要抑制量調整受電計画電力量の値を 2 倍した値とし，30 分ごとに算定いたします。

託送供給等約款　新旧比較表

託送供給等約款　2024 年 10 月 1 日実施	託送供給等約款　2025 年 4 月 1 日実施
(16) 需要抑制量調整受電計画電力量 需要抑制量調整受電計画電力量は，当社が需要抑制契約者から受電する電気の 30 分ごとの電力量の計画値で，需要場所ごとに，需要抑制契約者があらかじめ電力広域的運営推進機関を通じて当社に通知する需要抑制計画値といたします。ただし，1 ベースラインに係る需要場所を複数とする場合は，当該ベースラインにもとづく需要抑制量調整受電計画電力量といたします。また，別表 12（需要抑制計画・調達計画・販売計画・ベースライン）に定める当日計画の調達計画が 30 分ごとに販売計画の値と一致しない等の場合は，別表 8（発電量調整受電計画電力量，接続対象計画電力量および需要抑制量調整受電計画電力量に関する取扱い）(3)のとおりといたします。	(16) 需要抑制量調整受電計画電力量 需要抑制量調整受電計画電力量は，当社が需要抑制契約者から受電する電気の 30 分ごとの電力量の計画値で，需要場所ごとに，需要抑制契約者があらかじめ電力広域的運営推進機関を通じて当社に通知する需要抑制計画値といたします。ただし，1 ベースラインに係る需要場所を複数とする場合は，当該ベースラインにもとづく需要抑制量調整受電計画電力量といたします。また，別表 12（需要抑制計画・調達計画・販売計画・ベースライン）に定める当日計画の調達計画が 30 分ごとに販売計画の値と一致しない等の場合は，別表 8（発電量調整受電計画電力量，接続対象計画電力量および需要抑制量調整受電計画電力量に関する取扱い）(3)のとおりといたします。
(17) ベースライン ベースラインは，需要抑制量調整供給に係る需要抑制を行なわない場合の需要場所に係る供給地点で計量される接続供給電力量を損失率で修正した電力量の計画値で，需要場所ごと（15〔供給および契約の単位〕(1)イまたはロの場合は 1 接続送電サービスまたは 1 臨時接続送電サービスごとといたします。）に，需要抑制契約者があらかじめ電力広域的運営推進機関を通じて当社に通知するものといたします。ただし，需要抑制契約者が 1 ベースラインに係る需要場所を複数とする場合は，当該複数の需要場所に対して 1 ベースラインといたします。	(17) ベースライン ベースラインは，需要抑制量調整供給に係る需要抑制を行なわない場合の需要場所に係る供給地点で計量される接続供給電力量を損失率で修正した電力量の計画値で，需要場所ごと（15〔供給および契約の単位〕(1)イまたはロの場合は 1 接続送電サービスまたは 1 臨時接続送電サービスごとといたします。）に，需要抑制契約者があらかじめ電力広域的運営推進機関を通じて当社に通知するものといたします。ただし，需要抑制契約者が 1 ベースラインに係る需要場所を複数とする場合は，当該複数の需要場所に対して 1 ベースラインといたします。
(18) 最大連系電力等 最大連系電力等は，次のとおりといたします。 イ　低圧で受電する場合 発電量調整受電電力の最大値といたします。 ロ　高圧または特別高圧で受電する場合 30 分ごとの連系電力の最大値であって，記録型計量器により計量される値といたします。	(18) 最大連系電力等 最大連系電力等は，次のとおりといたします。 イ　低圧で受電する場合 発電量調整受電電力の最大値といたします。 ロ　高圧または特別高圧で受電する場合 30 分ごとの連系電力の最大値であって，記録型計量器により計量される値といたします。
(19) 最大需要電力等 最大需要電力等は，次のとおりといたします。 イ　低圧で供給する場合 接続供給電力の最大値といたします。 ロ　高圧または特別高圧で供給する場合 30 分ごとの需要電力の最大値であって，記録型計量器により計量される値といたします。 なお，当社が分割接続供給を行なう供給地点における，それぞれの契約者に係る最大需要電力等は，次のとおりといたします。 (ｲ) 15（供給および契約の単位）(2)イ(ｲ)により当社が分割接続供給を行なう場合 非需要追随供給者に係る最大需要電力等および需要追随供給者に係る最大需要電力等は，それぞれの契約者に係る接続供給電力の最大値等といたします。 (ﾛ) 15（供給および契約の単位）(2)イ(ﾛ)により当社が分割接続供給を行なう場合 a　当該供給地点における最大需要電力等が非需要追随供給者に係る接続送電サービス契約電力または臨時接続送電サービス契約電力と一致または上回る場合 非需要追随供給者に係る最大需要電力等は，当該契約者に係る接続送電サービス契約電力または臨時接続送電サービス契約電力とし，需要追随供給者に係る最大需要電力等は，当該供給地点における最大需要電力等から，非需	(19) 最大需要電力等 最大需要電力等は，次のとおりといたします。 イ　低圧で供給する場合 接続供給電力の最大値といたします。 ロ　高圧または特別高圧で供給する場合 30 分ごとの需要電力の最大値であって，記録型計量器により計量される値といたします。 なお，当社が分割接続供給を行なう供給地点における，それぞれの契約者に係る最大需要電力等は，次のとおりといたします。 (ｲ) 15（供給および契約の単位）(2)イ(ｲ)により当社が分割接続供給を行なう場合 非需要追随供給者に係る最大需要電力等および需要追随供給者に係る最大需要電力等は，それぞれの契約者に係る接続供給電力の最大値等といたします。 (ﾛ) 15（供給および契約の単位）(2)イ(ﾛ)により当社が分割接続供給を行なう場合 a　当該供給地点における最大需要電力等が非需要追随供給者に係る接続送電サービス契約電力または臨時接続送電サービス契約電力と一致または上回る場合 非需要追随供給者に係る最大需要電力等は，当該契約者に係る接続送電サービス契約電力または臨時接続送電サービス契約電力とし，需要追随供給者に係る最大需要電力等は，当該供給地点における最大需要電力等から，非需

託送供給等約款　新旧比較表

託送供給等約款　2024年10月1日実施	託送供給等約款　2025年4月1日実施
要追随供給者に係る接続送電サービス契約電力または臨時接続送電サービス契約電力を差し引いた値といたします。 b　当該供給地点における最大需要電力等が非需要追随供給者に係る接続送電サービス契約電力または臨時接続送電サービス契約電力を下回る場合 非需要追随供給者に係る最大需要電力等は，当該供給地点における最大需要電力等とし，需要追随供給者に係る最大需要電力等は，零といたします。 (ハ) 15（供給および契約の単位）(2)ロにより当社が分割接続供給を行なう場合 それぞれの契約者に係る最大需要電力等は，それぞれの契約者に係る接続供給電力の最大値等といたします。	要追随供給者に係る接続送電サービス契約電力または臨時接続送電サービス契約電力を差し引いた値といたします。 b　当該供給地点における最大需要電力等が非需要追随供給者に係る接続送電サービス契約電力または臨時接続送電サービス契約電力を下回る場合 非需要追随供給者に係る最大需要電力等は，当該供給地点における最大需要電力等とし，需要追随供給者に係る最大需要電力等は，零といたします。 (ハ) 15（供給および契約の単位）(2)ロにより当社が分割接続供給を行なう場合 それぞれの契約者に係る最大需要電力等は，それぞれの契約者に係る接続供給電力の最大値等といたします。
(20) 発電量調整受電計画差対応補給電力量 発電量調整受電計画差対応補給電力量は，発電バランシンググループごとにイまたはロによって算定された値の合計といたします。 イ　発電量調整供給に係る発電設備等が調整電源に該当する場合で，(2)イにより計量された 30 分ごとの発電量調整受電電力量が(4)イにより通知されたその 30 分における発電量調整受電計画電力量を下回るときに，30 分ごとに，次の式により算定された値といたします。ただし，発電量調整受電計画差対応補給電力量の算定上，調整電源の故障等が発生した場合を除き，(2)イにかかわらず，その 30 分ごとの発電量調整受電計画電力量をその 30 分ごとの発電量調整受電電力量とみなします。 発電量調整受電計画差対応補給電力量＝ 発電量調整受電計画電力量－発電量調整受電電力量	(20) 発電量調整受電計画差対応補給電力量 発電量調整受電計画差対応補給電力量は，発電バランシンググループごとにイまたはロによって算定された値の合計といたします。 イ　発電量調整供給に係る発電設備等が調整電源に該当する場合で，(2)イにより計量された 30 分ごとの発電量調整受電電力量が(4)イにより通知されたその 30 分における発電量調整受電計画電力量を下回るときに，30 分ごとに，次の式により算定された値といたします。ただし，発電量調整受電計画差対応補給電力量の算定上，調整電源の故障等が発生した場合を除き，(2)イにかかわらず，その 30 分ごとの発電量調整受電計画電力量をその 30 分ごとの発電量調整受電電力量とみなします。 発電量調整受電計画差対応補給電力量＝ 発電量調整受電計画電力量－発電量調整受電電力量
ロ　発電量調整供給に係る発電設備等が調整電源に該当しない場合は，次の(イ)，(ロ)および(ハ)によって算定された値といたします。 (イ) (2)ロにより計量された 30 分ごとの発電量調整受電電力量が(4)ロにより通知されたその 30 分における発電量調整受電計画電力量を下回る場合に，30 分ごとに，次の式により算定された値といたします。 発電量調整受電計画差対応補給電力量＝ 発電量調整受電計画電力量－発電量調整受電電力量	ロ　発電量調整供給に係る発電設備等が調整電源に該当しない場合は，次の(イ)，(ロ)および(ハ)によって算定された値といたします。 (イ) (2)ロにより計量された 30 分ごとの発電量調整受電電力量が(4)ロにより通知されたその 30 分における発電量調整受電計画電力量を下回る場合に，30 分ごとに，次の式により算定された値といたします。 発電量調整受電計画差対応補給電力量＝ 発電量調整受電計画電力量－発電量調整受電電力量
(ロ) 次の場合で，給電指令時補給を行なったときは，発電量調整受電計画差対応補給電力量の算定上，(2)ロにかかわらず，当該発電設備等の 30 分ごとの発電量調整受電計画電力量を当該受電地点における 30 分ごとの発電量調整受電電力量とみなします。この場合，当該発電設備等の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量の算定上，当該受電地点のみによる発電バランシンググループが設定されているとみなし，その発電量調整受電計画差対応補給電力量は，30 分ごとに，次の式により算定された値といたします。 発電量調整受電計画差対応補給電力量＝ 発電量調整受電計画電力量－発電量調整受電電力量	(ロ) 次の場合で，給電指令時補給を行なったときは，発電量調整受電計画差対応補給電力量の算定上，(2)ロにかかわらず，当該発電設備等の 30 分ごとの発電量調整受電計画電力量を当該受電地点における 30 分ごとの発電量調整受電電力量とみなします。この場合，当該発電設備等の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量の算定上，当該受電地点のみによる発電バランシンググループが設定されているとみなし，その発電量調整受電計画差対応補給電力量は，30 分ごとに，次の式により算定された値といたします。 発電量調整受電計画差対応補給電力量＝ 発電量調整受電計画電力量－発電量調整受電電力量
a　当社が指定する要件を有する発電設備等であって別途当社と給電指令時補給電力料金に関する契約を締結する設備に対して出力の抑制を実施した場合 b　39（給電指令の実施等）(2)イの場合で，原則として 30 分ごとの実需給の	a　当社が指定する要件を有する発電設備等であって別途当社と給電指令時補給電力料金に関する契約を締結する設備に対して出力の抑制を実施した場合 b　39（給電指令の実施等）(2)イの場合で，原則として 30 分ごとの実需給の

託送供給等約款　新旧比較表

託送供給等約款　2024年10月1日実施	託送供給等約款　2025年4月1日実施
開始時刻の1時間前以降に発電量調整供給に係る発電設備等に対してあらかじめ当社が指定した送電線1回線，変圧器1台その他の電力設備の単一故障の発生時に保護装置により行なわれるすみやかな発電抑制または発電遮断（以下「Ｎ－1電制」といいます。）を実施したとき。	開始時刻の1時間前以降に発電量調整供給に係る発電設備等に対してあらかじめ当社が指定した送電線1回線，変圧器1台その他の電力設備の単一故障の発生時に保護装置により行なわれるすみやかな発電抑制または発電遮断（以下「Ｎ－1電制」といいます。）を実施したとき。
c　39（給電指令の実施等）(2)ホの場合で，発電量調整供給に係る発電設備等に対して出力の抑制を実施したとき。	c　39（給電指令の実施等）(2)ホの場合で，発電量調整供給に係る発電設備等に対して出力の抑制を実施したとき。
d　39（給電指令の実施等）(2)への場合で，ファーム電源に対して出力の抑制を実施したとき。	d　39（給電指令の実施等）(2)への場合で，ファーム電源に対して出力の抑制を実施したとき。
(ハ) 次の場合で，給電指令時補給を行なったときは，発電量調整受電計画差対応補給電力量の算定上，(2)ロにかかわらず，当該発電設備等の30分ごとの発電量調整受電計画電力量を当該受電地点における30分ごとの発電量調整受電電力量とみなします。この場合，当該発電設備等の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量の算定上，当該受電地点のみによる発電バランシンググループが設定されているとみなし，その発電量調整受電計画差対応補給電力量は，30分ごとに，次により算定された値といたします。	(ハ) 次の場合で，給電指令時補給を行なったときは，発電量調整受電計画差対応補給電力量の算定上，(2)ロにかかわらず，当該発電設備等の30分ごとの発電量調整受電計画電力量を当該受電地点における30分ごとの発電量調整受電電力量とみなします。この場合，当該発電設備等の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量の算定上，当該受電地点のみによる発電バランシンググループが設定されているとみなし，その発電量調整受電計画差対応補給電力量は，30分ごとに，次により算定された値といたします。
a　39（給電指令の実施等）(2)イ，ロ，ハまたはトの場合の給電指令等および39（給電指令の実施等）(2)ホの場合の給電指令等により，同時に出力の抑制を実施した場合	a　39（給電指令の実施等）(2)イ，ロ，ハまたはトの場合の給電指令等および39（給電指令の実施等）(2)ホの場合の給電指令等により，同時に出力の抑制を実施した場合
(a) 発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が，39（給電指令の実施等）(2)ホによる出力抑制対象電力量（39〔給電指令の実施等〕(2)ホの場合の出力の抑制に係る電力量をいいます。）を下回る場合 39（給電指令の実施等）(2)ホによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，次の式により算定された値とし，39（給電指令の実施等）(2)イ，ロ，ハまたはトによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，零といたします。 発電量調整受電計画差対応補給電力量＝ 発電量調整受電計画電力量－発電量調整受電電力量	(a) 発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が，39（給電指令の実施等）(2)ホによる出力抑制対象電力量（39〔給電指令の実施等〕(2)ホの場合の出力の抑制に係る電力量をいいます。）を下回る場合 39（給電指令の実施等）(2)ホによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，次の式により算定された値とし，39（給電指令の実施等）(2)イ，ロ，ハまたはトによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，零といたします。 発電量調整受電計画差対応補給電力量＝ 発電量調整受電計画電力量－発電量調整受電電力量
(b) 発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が，39（給電指令の実施等）(2)ホによる出力抑制対象電力量と一致または上回る場合 39（給電指令の実施等）(2)ホによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，39（給電指令の実施等）(2)ホによる出力抑制対象電力量とし，39（給電指令の実施等）(2)イ，ロ，ハまたはトによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，次の式により算定された値といたします。 発電量調整受電計画差対応補給電力量＝ 発電量調整受電計画電力量－39（給電指令の実施等）(2)ホによる出力抑制対象電力量－発電量調整受電電力量	(b) 発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が，39（給電指令の実施等）(2)ホによる出力抑制対象電力量と一致または上回る場合 39（給電指令の実施等）(2)ホによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，39（給電指令の実施等）(2)ホによる出力抑制対象電力量とし，39（給電指令の実施等）(2)イ，ロ，ハまたはトによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，次の式により算定された値といたします。 発電量調整受電計画差対応補給電力量＝ 発電量調整受電計画電力量－39（給電指令の実施等）(2)ホによる出力抑制対象電力量－発電量調整受電電力量
b　ファーム電源に対して，39（給電指令の実施等）(2)イ，ロ，ハまたはトの場合の給電指令等および39（給電指令の実施等）(2)への場合の給電指令	b　ファーム電源に対して，39（給電指令の実施等）(2)イ，ロ，ハまたはトの場合の給電指令等および39（給電指令の実施等）(2)への場合の給電指令

託送供給等約款　新旧比較表

託送供給等約款　2024年10月1日実施	託送供給等約款　2025年4月1日実施
等により，同時に出力の抑制を実施した場合 (a) 発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が，39（給電指令の実施等）(2)へによる出力抑制対象電力量（39〔給電指令の実施等〕(2)への場合の出力の抑制に係る電力量をいいます。）を下回る場合 39（給電指令の実施等）(2)へによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，次の式により算定された値とし，39（給電指令の実施等）(2)イ，ロ，ハまたはトによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，零といたします。 発電量調整受電計画差対応補給電力量＝ 発電量調整受電計画電力量－発電量調整受電電力量 (b) 発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が，39（給電指令の実施等）(2)へによる出力抑制対象電力量と一致または上回る場合 39（給電指令の実施等）(2)へによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，39（給電指令の実施等）(2)へによる出力抑制対象電力量とし，39（給電指令の実施等）(2)イ，ロ，ハまたはトによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，次の式により算定された値といたします。 発電量調整受電計画差対応補給電力量＝ 発電量調整受電計画電力量－39（給電指令の実施等）(2)へによる出力抑制対象電力量－発電量調整受電電力量 c　ノンファーム電源であり，かつ，当社が指定する要件を有する発電設備等であって別途当社と給電指令時補給電力料金に関する契約を締結する設備に対して，39（給電指令の実施等）(2)への場合の給電指令等および39（給電指令の実施等）(2)トの場合の給電指令等により，同時に出力の抑制を実施した場合 (a) 発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が，39（給電指令の実施等）(2)へによる出力抑制対象電力量を下回る場合 39（給電指令の実施等）(2)へによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，次の式により算定された値とし，39（給電指令の実施等）(2)トによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，零といたします。 発電量調整受電計画差対応補給電力量＝ 発電量調整受電計画電力量－発電量調整受電電力量 (b) 発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が，39（給電指令の実施等）(2)へによる出力抑制対象電力量と一致また	等により，同時に出力の抑制を実施した場合 (a) 発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が，39（給電指令の実施等）(2)へによる出力抑制対象電力量（39〔給電指令の実施等〕(2)への場合の出力の抑制に係る電力量をいいます。）を下回る場合 39（給電指令の実施等）(2)へによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，次の式により算定された値とし，39（給電指令の実施等）(2)イ，ロ，ハまたはトによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，零といたします。 発電量調整受電計画差対応補給電力量＝ 発電量調整受電計画電力量－発電量調整受電電力量 (b) 発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が，39（給電指令の実施等）(2)へによる出力抑制対象電力量と一致または上回る場合 39（給電指令の実施等）(2)へによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，39（給電指令の実施等）(2)へによる出力抑制対象電力量とし，39（給電指令の実施等）(2)イ，ロ，ハまたはトによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，次の式により算定された値といたします。 発電量調整受電計画差対応補給電力量＝ 発電量調整受電計画電力量－39（給電指令の実施等）(2)へによる出力抑制対象電力量－発電量調整受電電力量 c　ノンファーム電源であり，かつ，当社が指定する要件を有する発電設備等であって別途当社と給電指令時補給電力料金に関する契約を締結する設備に対して，39（給電指令の実施等）(2)への場合の給電指令等および39（給電指令の実施等）(2)トの場合の給電指令等により，同時に出力の抑制を実施した場合 (a) 発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が，39（給電指令の実施等）(2)へによる出力抑制対象電力量を下回る場合 39（給電指令の実施等）(2)へによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，次の式により算定された値とし，39（給電指令の実施等）(2)トによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，零といたします。 発電量調整受電計画差対応補給電力量＝ 発電量調整受電計画電力量－発電量調整受電電力量 (b) 発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が，39（給電指令の実施等）(2)へによる出力抑制対象電力量と一致また

託送供給等約款　新旧比較表

託送供給等約款　2024年10月1日実施	託送供給等約款　2025年4月1日実施
は上回る場合 39（給電指令の実施等）(2)へによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，39（給電指令の実施等）(2)へによる出力抑制対象電力量とし，39（給電指令の実施等）(2)トによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，次の式により算定された値といたします。 発電量調整受電計画差対応補給電力量＝ 発電量調整受電計画電力量－39（給電指令の実施等）(2)へによる出力抑制対象電力量－発電量調整受電電力量	は上回る場合 39（給電指令の実施等）(2)へによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，39（給電指令の実施等）(2)へによる出力抑制対象電力量とし，39（給電指令の実施等）(2)トによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，次の式により算定された値といたします。 発電量調整受電計画差対応補給電力量＝ 発電量調整受電計画電力量－39（給電指令の実施等）(2)へによる出力抑制対象電力量－発電量調整受電電力量
d　39（給電指令の実施等）(2)ホの場合の給電指令等および39（給電指令の実施等）(2)への場合の給電指令等により，同時に出力の抑制を実施した場合 (a) 発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が，39（給電指令の実施等）(2)へによる出力抑制対象電力量を下回る場合 39（給電指令の実施等）(2)へによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，次の式により算定された値とし，39（給電指令の実施等）(2)ホによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，零といたします。 発電量調整受電計画差対応補給電力量＝ 発電量調整受電計画電力量－発電量調整受電電力量 (b) 発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が，39（給電指令の実施等）(2)へによる出力抑制対象電力量と一致または上回る場合 39（給電指令の実施等）(2)へによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，39（給電指令の実施等）(2)へによる出力抑制対象電力量とし，39（給電指令の実施等）(2)ホによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，次の式により算定された値といたします。 発電量調整受電計画差対応補給電力量＝ 発電量調整受電計画電力量－39（給電指令の実施等）(2)へによる出力抑制対象電力量－発電量調整受電電力量	d　39（給電指令の実施等）(2)ホの場合の給電指令等および39（給電指令の実施等）(2)への場合の給電指令等により，同時に出力の抑制を実施した場合 (a) 発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が，39（給電指令の実施等）(2)へによる出力抑制対象電力量を下回る場合 39（給電指令の実施等）(2)へによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，次の式により算定された値とし，39（給電指令の実施等）(2)ホによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，零といたします。 発電量調整受電計画差対応補給電力量＝ 発電量調整受電計画電力量－発電量調整受電電力量 (b) 発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が，39（給電指令の実施等）(2)へによる出力抑制対象電力量と一致または上回る場合 39（給電指令の実施等）(2)へによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，39（給電指令の実施等）(2)へによる出力抑制対象電力量とし，39（給電指令の実施等）(2)ホによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，次の式により算定された値といたします。 発電量調整受電計画差対応補給電力量＝ 発電量調整受電計画電力量－39（給電指令の実施等）(2)へによる出力抑制対象電力量－発電量調整受電電力量
e　39（給電指令の実施等）(2)イ，ロ，ハまたはトの場合の給電指令等，39（給電指令の実施等）(2)ホの場合の給電指令等および39（給電指令の実施等）(2)への場合の給電指令等により，同時に出力の抑制を実施した場合 (a) 発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が，39（給電指令の実施等）(2)へによる出力抑制対象電力量を下回る場合 39（給電指令の実施等）(2)へによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，次の式により算定された値とし，39（給電指令の実施等）(2)イ，ロ，ハまたはトによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給および39（給電指令の	e　39（給電指令の実施等）(2)イ，ロ，ハまたはトの場合の給電指令等，39（給電指令の実施等）(2)ホの場合の給電指令等および39（給電指令の実施等）(2)への場合の給電指令等により，同時に出力の抑制を実施した場合 (a) 発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が，39（給電指令の実施等）(2)へによる出力抑制対象電力量を下回る場合 39（給電指令の実施等）(2)へによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，次の式により算定された値とし，39（給電指令の実施等）(2)イ，ロ，ハまたはトによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給および39（給電指令の

託送供給等約款　新旧比較表

託送供給等約款　2024 年 10 月 1 日実施	託送供給等約款　2025 年 4 月 1 日実施
実施等）(2)ホによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，零といたします。 発電量調整受電計画差対応補給電力量＝ 発電量調整受電計画電力量－発電量調整受電電力量 (b) 発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が，39（給電指令の実施等）(2)へによる出力抑制対象電力量と一致または上回り，かつ，39（給電指令の実施等）(2)へによる出力抑制対象電力量に39（給電指令の実施等）(2)ホによる出力抑制対象電力量を加えた値を下回る場合 39（給電指令の実施等）(2)へによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，39（給電指令の実施等）(2)へによる出力抑制対象電力量とし，39（給電指令の実施等）(2)ホによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，次の式により算定された値とし，39（給電指令の実施等）(2)イ，ロ，ハまたはトによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，零といたします。 発電量調整受電計画差対応補給電力量＝ 発電量調整受電計画電力量－39（給電指令の実施等）(2)へによる出力抑制対象電力量－発電量調整受電電力量 (c) 発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が，39（給電指令の実施等）(2)へによる出力抑制対象電力量に39（給電指令の実施等）(2)ホによる出力抑制対象電力量を加えた値と一致または上回る場合 39（給電指令の実施等）(2)ホによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，39（給電指令の実施等）(2)ホによる出力抑制対象電力量とし，39（給電指令の実施等）(2)へによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，39（給電指令の実施等）(2)へによる出力抑制対象電力量とし，39（給電指令の実施等）(2)イ，ロ，ハまたはトによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，次の式により算定された値といたします。 発電量調整受電計画差対応補給電力量＝ 発電量調整受電計画電力量－39（給電指令の実施等）(2)ホによる出力抑制対象電力量－39（給電指令の実施等）(2)へによる出力抑制対象電力量－発電量調整受電電力量 (21) 発電量調整受電計画差対応余剰電力量 発電量調整受電計画差対応余剰電力量は，発電バランシンググループごとにイまたはロによって算定された値の合計といたします。 イ　発電量調整供給に係る発電設備等が調整電源に該当する場合で，(2)イにより計量された 30 分ごとの発電量調整受電電力量が(4)イにより通知されたその 30 分における発電量調整受電計画電力量を上回るときに，30 分ごとに，次の式により算定された値といたします。ただし，発電量調整受電計画差対応余剰電力量の	実施等）(2)ホによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，零といたします。 発電量調整受電計画差対応補給電力量＝ 発電量調整受電計画電力量－発電量調整受電電力量 (b) 発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が，39（給電指令の実施等）(2)へによる出力抑制対象電力量と一致または上回り，かつ，39（給電指令の実施等）(2)へによる出力抑制対象電力量に39（給電指令の実施等）(2)ホによる出力抑制対象電力量を加えた値を下回る場合 39（給電指令の実施等）(2)へによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，39（給電指令の実施等）(2)へによる出力抑制対象電力量とし，39（給電指令の実施等）(2)ホによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，次の式により算定された値とし，39（給電指令の実施等）(2)イ，ロ，ハまたはトによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，零といたします。 発電量調整受電計画差対応補給電力量＝ 発電量調整受電計画電力量－39（給電指令の実施等）(2)へによる出力抑制対象電力量－発電量調整受電電力量 (c) 発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が，39（給電指令の実施等）(2)へによる出力抑制対象電力量に39（給電指令の実施等）(2)ホによる出力抑制対象電力量を加えた値と一致または上回る場合 39（給電指令の実施等）(2)ホによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，39（給電指令の実施等）(2)ホによる出力抑制対象電力量とし，39（給電指令の実施等）(2)へによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，39（給電指令の実施等）(2)へによる出力抑制対象電力量とし，39（給電指令の実施等）(2)イ，ロ，ハまたはトによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，次の式により算定された値といたします。 発電量調整受電計画差対応補給電力量＝ 発電量調整受電計画電力量－39（給電指令の実施等）(2)ホによる出力抑制対象電力量－39（給電指令の実施等）(2)へによる出力抑制対象電力量－発電量調整受電電力量 (21) 発電量調整受電計画差対応余剰電力量 発電量調整受電計画差対応余剰電力量は，発電バランシンググループごとにイまたはロによって算定された値の合計といたします。 イ　発電量調整供給に係る発電設備等が調整電源に該当する場合で，(2)イにより計量された 30 分ごとの発電量調整受電電力量が(4)イにより通知されたその 30 分における発電量調整受電計画電力量を上回るときに，30 分ごとに，次の式により算定された値といたします。ただし，発電量調整受電計画差対応余剰電力量の

託送供給等約款　新旧比較表

託送供給等約款　2024年10月1日実施	託送供給等約款　2025年4月1日実施
算定上，調整電源の故障等が発生した場合を除き，(2)イにかかわらず，その30分ごとの発電量調整受電計画電力量をその30分ごとの発電量調整受電電力量とみなします。 発電量調整受電計画差対応余剰電力量＝ 発電量調整受電電力量－発電量調整受電計画電力量 ロ　発電量調整供給に係る発電設備等が調整電源に該当しない場合で，(2)ロにより計量された30分ごとの発電量調整受電電力量が(4)ロにより通知されたその30分における発電量調整受電計画電力量を上回るときに，30分ごとに，次の式により算定された値といたします。ただし，当社が指定する要件を有する発電設備等であって別途当社と給電指令時補給電力料金に関する契約を締結する設備に対して出力の抑制を実施し，給電指令時補給を行なった場合，39（給電指令の実施等）(2)イの場合で，原則として30分ごとの実需給の開始時刻の1時間前以降に発電量調整供給に係る発電設備等に対してＮ－1電制を実施し，給電指令時補給を行なったとき，39（給電指令の実施等）(2)ホの場合で，発電量調整供給に係る発電設備等に対して出力の抑制を実施し，給電指令時補給を行なったときまたは39（給電指令の実施等）(2)への場合で，ファーム電源に対して出力の抑制を実施し，給電指令時補給を行なったときは，発電量調整受電計画差対応余剰電力量の算定上，(2)ロにかかわらず，当該発電設備等の30分ごとの発電量調整受電計画電力量を当該受電地点における30分ごとの発電量調整受電電力量とみなします。この場合，当該発電設備等の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量の算定上，当該受電地点のみによる発電バランシンググループが設定されているとみなし，その発電量調整受電計画差対応補給電力量の算定は，(20)ロによるものといたします。 発電量調整受電計画差対応余剰電力量＝ 発電量調整受電電力量－発電量調整受電計画電力量	算定上，調整電源の故障等が発生した場合を除き，(2)イにかかわらず，その30分ごとの発電量調整受電計画電力量をその30分ごとの発電量調整受電電力量とみなします。 発電量調整受電計画差対応余剰電力量＝ 発電量調整受電電力量－発電量調整受電計画電力量 ロ　発電量調整供給に係る発電設備等が調整電源に該当しない場合で，(2)ロにより計量された30分ごとの発電量調整受電電力量が(4)ロにより通知されたその30分における発電量調整受電計画電力量を上回るときに，30分ごとに，次の式により算定された値といたします。ただし，当社が指定する要件を有する発電設備等であって別途当社と給電指令時補給電力料金に関する契約を締結する設備に対して出力の抑制を実施し，給電指令時補給を行なった場合，39（給電指令の実施等）(2)イの場合で，原則として30分ごとの実需給の開始時刻の1時間前以降に発電量調整供給に係る発電設備等に対してＮ－1電制を実施し，給電指令時補給を行なったとき，39（給電指令の実施等）(2)ホの場合で，発電量調整供給に係る発電設備等に対して出力の抑制を実施し，給電指令時補給を行なったときまたは39（給電指令の実施等）(2)への場合で，ファーム電源に対して出力の抑制を実施し，給電指令時補給を行なったときは，発電量調整受電計画差対応余剰電力量の算定上，(2)ロにかかわらず，当該発電設備等の30分ごとの発電量調整受電計画電力量を当該受電地点における30分ごとの発電量調整受電電力量とみなします。この場合，当該発電設備等の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量の算定上，当該受電地点のみによる発電バランシンググループが設定されているとみなし，その発電量調整受電計画差対応補給電力量の算定は，(20)ロによるものといたします。 発電量調整受電計画差対応余剰電力量＝ 発電量調整受電電力量－発電量調整受電計画電力量
(22) 接続対象計画差対応補給電力量 接続対象計画差対応補給電力量は，30分ごとの接続対象電力量がその30分における接続対象計画電力量を上回る場合に，30分ごとに，次の式により算定された値といたします。ただし，接続対象計画差対応補給電力量の算定上，調整負荷の使用に係る調整を行なった場合は，(8)にかかわらず，当該供給地点で計量された30分ごとの電力量に当社または当社の供給区域で事業を営む配電事業者が行なった電気の使用に係る調整にもとづきその30分ごとに算定された値を加えた値を，当該供給地点におけるその30分ごとの接続供給電力量とみなし，接続対象電力量を算定いたします。 接続対象計画差対応補給電力量＝接続対象電力量－接続対象計画電力量	(22) 接続対象計画差対応補給電力量 接続対象計画差対応補給電力量は，30分ごとの接続対象電力量がその30分における接続対象計画電力量を上回る場合に，30分ごとに，次の式により算定された値といたします。ただし，接続対象計画差対応補給電力量の算定上，調整負荷の使用に係る調整を行なった場合は，(8)にかかわらず，当該供給地点で計量された30分ごとの電力量に当社または当社の供給区域で事業を営む配電事業者が行なった電気の使用に係る調整にもとづきその30分ごとに算定された値を加えた値を，当該供給地点におけるその30分ごとの接続供給電力量とみなし，接続対象電力量を算定いたします。 接続対象計画差対応補給電力量＝接続対象電力量－接続対象計画電力量
(23) 接続対象計画差対応余剰電力量 接続対象計画差対応余剰電力量は，30分ごとの接続対象電力量がその30分における接続対象計画電力量を下回る場合に，30分ごとに，次の式により算定された値といたします。ただし，接続対象計画差対応余剰電力量の算定上，調整負荷の使用に係る調整を行なった場合は，(8)にかかわらず，当該供給地点で計量された30分ごとの電力量に当社または当社の供給区域で事業を営む配電事業者が行なっ	(23) 接続対象計画差対応余剰電力量 接続対象計画差対応余剰電力量は，30分ごとの接続対象電力量がその30分における接続対象計画電力量を下回る場合に，30分ごとに，次の式により算定された値といたします。ただし，接続対象計画差対応余剰電力量の算定上，調整負荷の使用に係る調整を行なった場合は，(8)にかかわらず，当該供給地点で計量された30分ごとの電力量に当社または当社の供給区域で事業を営む配電事業者が行なっ

託送供給等約款　新旧比較表

託送供給等約款　2024 年 10 月 1 日実施	託送供給等約款　2025 年 4 月 1 日実施
た電気の使用に係る調整にもとづきその 30 分ごとに算定された値を加えた値を，当該供給地点におけるその 30 分ごとの接続供給電力量とみなし，接続対象電力量を算定いたします。 接続対象計画差対応余剰電力量＝接続対象計画電力量－接続対象電力量	た電気の使用に係る調整にもとづきその 30 分ごとに算定された値を加えた値を，当該供給地点におけるその 30 分ごとの接続供給電力量とみなし，接続対象電力量を算定いたします。 接続対象計画差対応余剰電力量＝接続対象計画電力量－接続対象電力量
(24) 需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量 需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量は，30 分ごとの(14)の需要抑制量調整受電電力量がその 30 分における(16)の需要抑制量調整受電計画電力量を下回る場合に，需要抑制バランシンググループごとに，30 分ごとに，次の式により算定された値の合計といたします。ただし，需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量の算定上，調整負荷の使用に係る調整を行なった場合は，(14)イまたはロにかかわらず，当該需要場所に係る接続供給電力量を損失率で修正した値が，ベースラインを上回るとき，またはベースラインを下回り，かつ，ベースラインから需要抑制量調整受電計画電力量を差し引いた値を上回るときは，当該需要場所に係る需要抑制量調整受電計画電力量を当該需要場所に係る需要抑制量調整受電電力量とみなします。 需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量 ＝需要抑制量調整受電計画電力量－需要抑制量調整受電電力量 ただし，需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量の算定方法として(14)ロを適用している場合で，30 分ごとの(14)の需要抑制量調整受電電力量が零となるときの上式は，次のとおりといたします。 需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量 ＝需要抑制量調整受電計画電力量 ＋接続供給電力量／｛1－損失率（32〔損失率〕に定める損失率といたします。)｝ －ベースライン	(24) 需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量 需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量は，30 分ごとの(14)の需要抑制量調整受電電力量がその 30 分における(16)の需要抑制量調整受電計画電力量を下回る場合に，需要抑制バランシンググループごとに，30 分ごとに，次の式により算定された値の合計といたします。ただし，需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量の算定上，調整負荷の使用に係る調整を行なった場合は，(14)イまたはロにかかわらず，当該需要場所に係る接続供給電力量を損失率で修正した値が，ベースラインを上回るとき，またはベースラインを下回り，かつ，ベースラインから需要抑制量調整受電計画電力量を差し引いた値を上回るときは，当該需要場所に係る需要抑制量調整受電計画電力量を当該需要場所に係る需要抑制量調整受電電力量とみなします。 需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量 ＝需要抑制量調整受電計画電力量－需要抑制量調整受電電力量 ただし，需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量の算定方法として(14)ロを適用している場合で，30 分ごとの(14)の需要抑制量調整受電電力量が零となるときの上式は，次のとおりといたします。 需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量 ＝需要抑制量調整受電計画電力量 ＋接続供給電力量／｛1－損失率（32〔損失率〕に定める損失率といたします。)｝ －ベースライン
(25) 需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量 需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量は，30 分ごとの(14)の需要抑制量調整受電電力量がその 30 分における(16)の需要抑制量調整受電計画電力量を上回る場合に，需要抑制バランシンググループごとに，30 分ごとに，次の式により算定された値の合計といたします。ただし，需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量の算定上，調整負荷の使用に係る調整を行なった場合は，(14)ロにかかわらず，当該需要場所に係る接続供給電力量を損失率で修正した値が，ベースラインの値から需要抑制量調整受電計画電力量を差し引いた値を下回るときは，当該需要場所に係る需要抑制量調整受電計画電力量を当該需要場所に係る需要抑制量調整受電電力量とみなします。 需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量 ＝需要抑制量調整受電電力量－需要抑制量調整受電計画電力量	(25) 需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量 需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量は，30 分ごとの(14)の需要抑制量調整受電電力量がその 30 分における(16)の需要抑制量調整受電計画電力量を上回る場合に，需要抑制バランシンググループごとに，30 分ごとに，次の式により算定された値の合計といたします。ただし，需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量の算定上，調整負荷の使用に係る調整を行なった場合は，(14)ロにかかわらず，当該需要場所に係る接続供給電力量を損失率で修正した値が，ベースラインの値から需要抑制量調整受電計画電力量を差し引いた値を下回るときは，当該需要場所に係る需要抑制量調整受電計画電力量を当該需要場所に係る需要抑制量調整受電電力量とみなします。 需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量 ＝需要抑制量調整受電電力量－需要抑制量調整受電計画電力量
(26) 定額接続送電サービスの適用を受ける場合の電力量は，別表 9（電力量の協定）を基準として，あらかじめ契約者と当社との協議によって定めます。この場合，	(26) 定額接続送電サービスの適用を受ける場合の電力量は，別表 9（電力量の協定）を基準として，あらかじめ契約者と当社との協議によって定めます。この場合，

託送供給等約款　新旧比較表

託送供給等約款　2024年10月1日実施	託送供給等約款　2025年4月1日実施
協議により定めた値を，供給地点で計量された電力量といたします。 (27) 定額接続送電サービスの適用を受ける場合を除き，技術上，経済上やむをえない場合等特別の事情がある場合で，計量器を取り付けないときの電力量または最大需要電力等は，別表9（電力量の協定）を基準として，あらかじめ契約者と当社との協議（分割接続供給の場合は，双方の契約者と当社との協議といたします。）によって定めます。この場合，協議により定めた値を，供給地点で計量された電力量または最大需要電力等といたします。 (28) 28（検針日）(2)または(4)の場合で，検針を行なわなかったときの電力量，最大連系電力等または最大需要電力等は，別表9（電力量の協定）を基準として，契約者または発電契約者と当社との協議（分割接続供給の場合は，双方の契約者と当社との協議といたします。）によって定めます。この場合，協議により定めた値を，受電地点または供給地点で計量された電力量，最大連系電力等または最大需要電力等といたします。 (29) 15（供給および契約の単位）(1)において，1需要場所または1発電場所につき，複数計量をもって託送供給または発電量調整供給を行なう場合で，特別の事情があるときは，その需要場所または発電場所における30分ごとの電力および電力量の算定は，計量器ごとに計量された電力および電力量をそれぞれ30分ごとに合計することがあります。 (30) その他，電力量の算定を行なうために必要な事項については，あらかじめ契約者，発電契約者または需要抑制契約者と当社との協議によって定めます。 (31) 計量器の故障等により電力量，最大連系電力等または最大需要電力等を正しく計量できない場合には，電力量，最大連系電力等または最大需要電力等は，別表9（電力量の協定）を基準として，契約者または発電契約者と当社との協議（分割接続供給の場合は，双方の契約者と当社との協議といたします。）によって定めます。この場合，協議により定めた値を，受電地点または供給地点で計量された電力量，最大連系電力等または最大需要電力等といたします。ただし，その1月の電力量の合計が計量できている場合で，30分ごとの電力量を正しく計量できないときまたは計量情報等を伝送することができないときは，30分ごとの電力量は，原則として，別表9（電力量の協定）(3)を基準として定め，定めた値を，受電地点または供給地点で計量された電力量といたします。	協議により定めた値を，供給地点で計量された電力量といたします。 (27) 定額接続送電サービスの適用を受ける場合を除き，技術上，経済上やむをえない場合等特別の事情がある場合で，計量器を取り付けないときの電力量または最大需要電力等は，別表9（電力量の協定）を基準として，あらかじめ契約者と当社との協議（分割接続供給の場合は，双方の契約者と当社との協議といたします。）によって定めます。この場合，協議により定めた値を，供給地点で計量された電力量または最大需要電力等といたします。 (28) 28（検針日）(2)または(4)の場合で，検針を行なわなかったときの電力量，最大連系電力等または最大需要電力等は，別表9（電力量の協定）を基準として，契約者または発電契約者と当社との協議（分割接続供給の場合は，双方の契約者と当社との協議といたします。）によって定めます。この場合，協議により定めた値を，受電地点または供給地点で計量された電力量，最大連系電力等または最大需要電力等といたします。 (29) 15（供給および契約の単位）(1)において，1需要場所または1発電場所につき，複数計量をもって託送供給または発電量調整供給を行なう場合で，特別の事情があるときは，その需要場所または発電場所における30分ごとの電力および電力量の算定は，計量器ごとに計量された電力および電力量をそれぞれ30分ごとに合計することがあります。 (30) その他，電力量の算定を行なうために必要な事項については，あらかじめ契約者，発電契約者または需要抑制契約者と当社との協議によって定めます。 (31) 計量器の故障等により電力量，最大連系電力等または最大需要電力等を正しく計量できない場合には，電力量，最大連系電力等または最大需要電力等は，別表9（電力量の協定）を基準として，契約者または発電契約者と当社との協議（分割接続供給の場合は，双方の契約者と当社との協議といたします。）によって定めます。この場合，協議により定めた値を，受電地点または供給地点で計量された電力量，最大連系電力等または最大需要電力等といたします。ただし，その1月の電力量の合計が計量できている場合で，30分ごとの電力量を正しく計量できないときまたは計量情報等を伝送することができないときは，30分ごとの電力量は，原則として，別表9（電力量の協定）(3)を基準として定め，定めた値を，受電地点または供給地点で計量された電力量といたします。
32　損　失　率 この約款で用いる損失率は，次のとおりといたします。 低圧で供給する場合　8.5パーセント 高圧で供給する場合　5.2パーセント 特別高圧で供給する場合　1.9パーセント	**32　損　失　率** この約款で用いる損失率は，次のとおりといたします。 低圧で供給する場合　8.5パーセント 高圧で供給する場合　5.2パーセント 特別高圧で供給する場合　1.9パーセント
33　料金の算定 (1) 送電サービス料金，系統連系受電サービス料金，発電量調整受電計画差対応補給電力料金，発電量調整受電計画差対応余剰電力料金，接続対象計画差対応補給電力料金，接続対象計画差対応余剰電力料金，需要抑制量調整受電計画差対応補給電力料金，需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力料金および給電指令時補給電力料金は，次の場合を除き，料金の算定期間を「1月」として算定いたします。 イ　接続供給，発電量調整供給もしくは需要抑制量調整供給を開始し，または接続供給契約，発電量調整供給契約，系統連系受電契約もしくは需要抑制量調整供給契約が消滅した場合 ロ　契約者が供給地点を新たに設定し，供給地点への接続供給を再開し，もしくは	**33　料金の算定** (1) 送電サービス料金，系統連系受電サービス料金，発電量調整受電計画差対応補給電力料金，発電量調整受電計画差対応余剰電力料金，接続対象計画差対応補給電力料金，接続対象計画差対応余剰電力料金，需要抑制量調整受電計画差対応補給電力料金，需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力料金および給電指令時補給電力料金は，次の場合を除き，料金の算定期間を「1月」として算定いたします。 イ　接続供給，発電量調整供給もしくは需要抑制量調整供給を開始し，または接続供給契約，発電量調整供給契約，系統連系受電契約もしくは需要抑制量調整供給契約が消滅した場合 ロ　契約者が供給地点を新たに設定し，供給地点への接続供給を再開し，もしくは

託送供給等約款　新旧比較表

託送供給等約款　2024年10月1日実施	託送供給等約款　2025年4月1日実施
停止し，または供給地点を消滅させる場合	停止し，または供給地点を消滅させる場合
ハ　発電契約者が受電地点を新たに設定し，受電地点からの発電量調整供給を再開し，もしくは停止し，または受電地点を消滅させる場合	ハ　発電契約者が受電地点を新たに設定し，受電地点からの発電量調整供給を再開し，もしくは停止し，または受電地点を消滅させる場合
ニ　接続送電サービスの種別，臨時接続送電サービスの種別，予備送電サービスの種別，接続送電サービス契約電力，接続送電サービス契約電流，接続送電サービス契約容量，臨時接続送電サービス契約電流，臨時接続送電サービス契約容量，臨時接続送電サービス契約電力，予備送電サービス契約電力，ピークシフト電力，契約受電電力，同時最大受電電力等を変更したことにより，料金に変更があった場合	ニ　接続送電サービスの種別，臨時接続送電サービスの種別，予備送電サービスの種別，接続送電サービス契約電力，接続送電サービス契約電流，接続送電サービス契約容量，臨時接続送電サービス契約電流，臨時接続送電サービス契約容量，臨時接続送電サービス契約電力，予備送電サービス契約電力，ピークシフト電力，契約受電電力，同時最大受電電力等を変更したことにより，料金に変更があった場合
ホ　29（料金の算定期間）(1)イまたは(2)イの場合で，それぞれ供給側検針期間または受電側検針期間の日数がその供給側検針期間または受電側検針期間の始期に対応する検針の基準となる日の属する月の日数に対し，5日を上回り，または下回るとき。	ホ　29（料金の算定期間）(1)イまたは(2)イの場合で，それぞれ供給側検針期間または受電側検針期間の日数がその供給側検針期間または受電側検針期間の始期に対応する検針の基準となる日の属する月の日数に対し，5日を上回り，または下回るとき。
ヘ　29（料金の算定期間）(1)ロまたは(2)ロの場合で，それぞれ供給側計量期間または受電側計量期間の日数がその供給側計量期間または受電側計量期間の始期に対応する検針の基準となる日の属する月の日数に対し，5日を上回り，または下回るとき。	ヘ　29（料金の算定期間）(1)ロまたは(2)ロの場合で，それぞれ供給側計量期間または受電側計量期間の日数がその供給側計量期間または受電側計量期間の始期に対応する検針の基準となる日の属する月の日数に対し，5日を上回り，または下回るとき。
ト　分割接続供給を開始し，または解消したとき。	ト　分割接続供給を開始し，または解消したとき。
(2) 当社は，(1)ロ，ハ，ニ，ホ，へまたはトの場合は，基本料金，定額接続送電サービスの料金，予備送電サービス料金，ピークシフト割引額および系統設備効率化割引額について，次の式により日割計算をいたします。	(2) 当社は，(1)ロ，ハ，ニ，ホ，へまたはトの場合は，基本料金，定額接続送電サービスの料金，予備送電サービス料金，ピークシフト割引額および系統設備効率化割引額について，次の式により日割計算をいたします。
イ　基本料金，定額接続送電サービスの料金または予備送電サービス料金を日割りする場合 1月の該当料金×$\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{供給側検針期間または受電側検針期間の日数}}$ ただし，(1)ホまたはへに該当する場合は， 1月の該当料金×$\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$ といたします。	イ　基本料金，定額接続送電サービスの料金または予備送電サービス料金を日割りする場合 1月の該当料金×$\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{供給側検針期間または受電側検針期間の日数}}$ ただし，(1)ホまたはへに該当する場合は， 1月の該当料金×$\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$ といたします。
ロ　ピークシフト割引額または系統設備効率化割引額を日割りする場合 1月の該当割引額×$\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{供給側検針期間または受電側検針期間の日数}}$ ただし，(1)ホまたはへに該当する場合は， 1月の該当割引額×$\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$ といたします。	ロ　ピークシフト割引額または系統設備効率化割引額を日割りする場合 1月の該当割引額×$\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{供給側検針期間または受電側検針期間の日数}}$ ただし，(1)ホまたはへに該当する場合は， 1月の該当割引額×$\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$ といたします。
(3) (1)ロの場合により日割計算をするときは，日割計算対象日数には契約者が供給地点を新たに設定する日および再開日を含み，停止日および消滅日を除きます。 また，(1)ニの場合により日割計算をするときは，変更後の料金は，変更のあった日から適用いたします。	(3) (1)ロの場合により日割計算をするときは，日割計算対象日数には契約者が供給地点を新たに設定する日および再開日を含み，停止日および消滅日を除きます。 また，(1)ニの場合により日割計算をするときは，変更後の料金は，変更のあった日から適用いたします。
(4) (1)ハの場合により日割計算をするときは，日割計算対象日数には発電契約者が受電地点を新たに設定する日および再開日を含み，停止日および消滅日を除きます。	(4) (1)ハの場合により日割計算をするときは，日割計算対象日数には発電契約者が受電地点を新たに設定する日および再開日を含み，停止日および消滅日を除きます。

託送供給等約款　新旧比較表

託送供給等約款　2024年10月1日実施	託送供給等約款　2025年4月1日実施
また，(1)ニの場合により日割計算をするときは，変更後の料金は，変更のあった日から適用いたします。	また，(1)ニの場合により日割計算をするときは，変更後の料金は，変更のあった日から適用いたします。
(5) 契約者が供給地点を新たに設定し，もしくは供給地点を消滅させる場合，または発電契約者が受電地点を新たに設定し，もしくは受電地点を消滅させる場合の(2)イおよびロにいう供給側検針期間または受電側検針期間の日数は，次のとおりといたします。	(5) 契約者が供給地点を新たに設定し，もしくは供給地点を消滅させる場合，または発電契約者が受電地点を新たに設定し，もしくは受電地点を消滅させる場合の(2)イおよびロにいう供給側検針期間または受電側検針期間の日数は，次のとおりといたします。
イ　供給地点または受電地点を新たに設定した場合 供給地点または受電地点を新たに設定した日の直前のその供給地点または受電地点の属する検針区域の検針日から，その供給地点または受電地点を新たに設定した直後の検針日の前日までの日数といたします。	イ　供給地点または受電地点を新たに設定した場合 供給地点または受電地点を新たに設定した日の直前のその供給地点または受電地点の属する検針区域の検針日から，その供給地点または受電地点を新たに設定した直後の検針日の前日までの日数といたします。
ロ　供給地点または受電地点を消滅させる場合 消滅日の直前の検針日から，当社が次回の検針日として契約者または発電契約者にあらかじめお知らせした日の前日までの日数といたします。	ロ　供給地点または受電地点を消滅させる場合 消滅日の直前の検針日から，当社が次回の検針日として契約者または発電契約者にあらかじめお知らせした日の前日までの日数といたします。
(6) 定額接続送電サービスの適用を受ける場合または31（電力および電力量の算定）(27)の場合は，契約者が供給地点を新たに設定し，または供給地点を消滅させるときの(2)イおよびロにいう供給側検針期間の日数は，(5)に準ずるものといたします。この場合，(5)にいう検針日は，その供給地点の属する検針区域の検針日とし，当社が次回の検針日として契約者にあらかじめお知らせした日は，消滅日の直後のその供給地点の属する検針区域の検針日といたします。	(6) 定額接続送電サービスの適用を受ける場合または31（電力および電力量の算定）(27)の場合は，契約者が供給地点を新たに設定し，または供給地点を消滅させるときの(2)イおよびロにいう供給側検針期間の日数は，(5)に準ずるものといたします。この場合，(5)にいう検針日は，その供給地点の属する検針区域の検針日とし，当社が次回の検針日として契約者にあらかじめお知らせした日は，消滅日の直後のその供給地点の属する検針区域の検針日といたします。
(7) 29（料金の算定期間）(1)ロまたは(2)ロの場合は，(2)イおよびロにいう検針期間の日数は，計量期間の日数といたします。ただし，契約者が供給地点を新たに設定し，もしくは供給地点を消滅させる場合，または発電契約者が受電地点を新たに設定し，もしくは受電地点を消滅させる場合の(2)イおよびロにいう供給側検針期間または受電側検針期間の日数は，(5)に準ずるものといたします。この場合，(5)にいう検針日は，計量日といたします。	(7) 29（料金の算定期間）(1)ロまたは(2)ロの場合は，(2)イおよびロにいう検針期間の日数は，計量期間の日数といたします。ただし，契約者が供給地点を新たに設定し，もしくは供給地点を消滅させる場合，または発電契約者が受電地点を新たに設定し，もしくは受電地点を消滅させる場合の(2)イおよびロにいう供給側検針期間または受電側検針期間の日数は，(5)に準ずるものといたします。この場合，(5)にいう検針日は，計量日といたします。
(8) 契約者が供給地点を新たに設定し，もしくは供給地点を消滅させる場合，または発電契約者が受電地点を新たに設定し，もしくは受電地点を消滅させる場合の(2)イおよびロにいう暦日数は，次のとおりといたします。	(8) 契約者が供給地点を新たに設定し，もしくは供給地点を消滅させる場合，または発電契約者が受電地点を新たに設定し，もしくは受電地点を消滅させる場合の(2)イおよびロにいう暦日数は，次のとおりといたします。
イ　供給地点または受電地点を新たに設定した場合 その供給地点または受電地点の属する検針区域の検針の基準となる日（その供給地点または受電地点を新たに設定した日が含まれる供給側検針期間または受電側検針期間の始期に対応するものといたします。）の属する月の日数といたします。	イ　供給地点または受電地点を新たに設定した場合 その供給地点または受電地点の属する検針区域の検針の基準となる日（その供給地点または受電地点を新たに設定した日が含まれる供給側検針期間または受電側検針期間の始期に対応するものといたします。）の属する月の日数といたします。
ロ　供給地点または受電地点を消滅させる場合 その供給地点または受電地点の属する検針区域の検針の基準となる日（消滅日の前日が含まれる供給側検針期間または受電側検針期間の始期に対応するものといたします。）の属する月の日数といたします。	ロ　供給地点または受電地点を消滅させる場合 その供給地点または受電地点の属する検針区域の検針の基準となる日（消滅日の前日が含まれる供給側検針期間または受電側検針期間の始期に対応するものといたします。）の属する月の日数といたします。
(9) 高圧または特別高圧で供給する場合で，力率に変更があるときは，次により基本料金を算定いたします。	(9) 高圧または特別高圧で供給する場合で，力率に変更があるときは，次により基本料金を算定いたします。
イ　力率に変更を生ずるような負荷設備の変更等がある場合は，その前後の力率にもとづいて，(2)イにより日割計算をいたします。	イ　力率に変更を生ずるような負荷設備の変更等がある場合は，その前後の力率にもとづいて，(2)イにより日割計算をいたします。
ロ　負荷設備の変更等がない場合で，協議によって力率を変更するときは，変更の日を含むその１月から変更後の力率によります。	ロ　負荷設備の変更等がない場合で，協議によって力率を変更するときは，変更の日を含むその１月から変更後の力率によります。
(10) 供給地点への接続供給または受電地点における発電量調整供給の停止期間中の料金の日割計算を行なう場合は，(2)イおよびロの日割計算対象日数は，停止期間中の日数といたします。この場合，停止期間中の日数には，接続供給または発電量調整供給を停止した日を含み，接続供給または発電量調整供給を再開した日は	(10) 供給地点への接続供給または受電地点における発電量調整供給の停止期間中の料金の日割計算を行なう場合は，(2)イおよびロの日割計算対象日数は，停止期間中の日数といたします。この場合，停止期間中の日数には，接続供給または発電量調整供給を停止した日を含み，接続供給または発電量調整供給を再開した日は

託送供給等約款　新旧比較表

託送供給等約款　2024年10月1日実施	託送供給等約款　2025年4月1日実施
含みません。また，停止日に接続供給または発電量調整供給を再開する場合は，その日は停止期間中の日数には含みません。 (11) 当社が分割接続供給を行なう供給地点において，それぞれの契約者に係る接続送電サービス料金の合計と，1供給地点につき，1接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービス料金との間に差が生ずるときは，次のとおり接続送電サービス料金の調整を行ないます。 イ　15（供給および契約の単位）(2)イにより当社が分割接続供給を行なう場合 (イ) それぞれの契約者に係る接続送電サービス料金の合計額が，1供給地点につき，1接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービス料金を上回る場合は，その差額を非需要追随供給者に係る接続送電サービス料金から差し引きます。 (ロ) それぞれの契約者に係る接続送電サービス料金の合計額が，1供給地点につき，1接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービス料金を下回る場合は，その差額を非需要追随供給者に係る接続送電サービス料金に加算いたします。 ロ　15（供給および契約の単位）(2)ロにより当社が分割接続供給を行なう場合 (イ) それぞれの契約者に係る接続送電サービス料金の合計額が，1供給地点につき，1接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービス料金を上回る場合は，その差額をあらかじめ定めた契約者に係る接続送電サービス料金から差し引きます。 (ロ) それぞれの契約者に係る接続送電サービス料金の合計額が，1供給地点につき，1接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービス料金を下回る場合は，その差額をあらかじめ定めた契約者に係る接続送電サービス料金に加算いたします。 (12) 当社が分割接続供給を行なう供給地点において，それぞれの契約者に係る臨時接続送電サービス料金の合計と，1供給地点につき，1臨時接続送電サービスを適用した場合の臨時接続送電サービス料金との間に差が生ずるときは，(11)に準じて臨時接続送電サービス料金の調整を行ないます。 (13) 当社が分割接続供給を行なう供給地点において，予備送電サービスをあわせて適用し，それぞれの契約者に係る予備送電サービス料金の合計と，1供給地点につき，1予備送電サービスを適用した場合の予備送電サービス料金との間に差が生ずるときは，(11)に準じて予備送電サービス料金の調整を行ないます。	含みません。また，停止日に接続供給または発電量調整供給を再開する場合は，その日は停止期間中の日数には含みません。 (11) 当社が分割接続供給を行なう供給地点において，それぞれの契約者に係る接続送電サービス料金の合計と，1供給地点につき，1接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービス料金との間に差が生ずるときは，次のとおり接続送電サービス料金の調整を行ないます。 イ　15（供給および契約の単位）(2)イにより当社が分割接続供給を行なう場合 (イ) それぞれの契約者に係る接続送電サービス料金の合計額が，1供給地点につき，1接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービス料金を上回る場合は，その差額を非需要追随供給者に係る接続送電サービス料金から差し引きます。 (ロ) それぞれの契約者に係る接続送電サービス料金の合計額が，1供給地点につき，1接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービス料金を下回る場合は，その差額を非需要追随供給者に係る接続送電サービス料金に加算いたします。 ロ　15（供給および契約の単位）(2)ロにより当社が分割接続供給を行なう場合 (イ) それぞれの契約者に係る接続送電サービス料金の合計額が，1供給地点につき，1接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービス料金を上回る場合は，その差額をあらかじめ定めた契約者に係る接続送電サービス料金から差し引きます。 (ロ) それぞれの契約者に係る接続送電サービス料金の合計額が，1供給地点につき，1接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービス料金を下回る場合は，その差額をあらかじめ定めた契約者に係る接続送電サービス料金に加算いたします。 (12) 当社が分割接続供給を行なう供給地点において，それぞれの契約者に係る臨時接続送電サービス料金の合計と，1供給地点につき，1臨時接続送電サービスを適用した場合の臨時接続送電サービス料金との間に差が生ずるときは，(11)に準じて臨時接続送電サービス料金の調整を行ないます。 (13) 当社が分割接続供給を行なう供給地点において，予備送電サービスをあわせて適用し，それぞれの契約者に係る予備送電サービス料金の合計と，1供給地点につき，1予備送電サービスを適用した場合の予備送電サービス料金との間に差が生ずるときは，(11)に準じて予備送電サービス料金の調整を行ないます。
34　支払義務の発生および支払期日 (1) 日程等別料金の支払義務は，18（料金）(1)ロに定める供給側料金算定日に発生いたします。 (2) 系統連系受電サービス料金の支払義務は，18（料金）(3)ロに定める受電側料金算定日に発生いたします。 (3) 発電量調整受電計画差対応補給電力料金，発電量調整受電計画差対応余剰電力料金，接続対象計画差対応補給電力料金，接続対象計画差対応余剰電力料金，需要抑制量調整受電計画差対応補給電力料金，需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力料金および給電指令時補給電力料金の支払義務は，特別の事情がある場合を除き，料金の算定期間の翌々月の第5営業日（営業日は当社が定めます。）に発生いたします。ただし，28（検針日）(5)の場合で，料金の算定期間の翌々月の第5営業日以降に実際に検針を行なった場合，31（電力および電力量の算定）(31)の場合で，料金の算定期間の翌々月の第5営業日以降に電力量を協議によって定めた場合は，その日といたします。	**34　支払義務の発生および支払期日** (1) 日程等別料金の支払義務は，18（料金）(1)ロに定める供給側料金算定日に発生いたします。 (2) 系統連系受電サービス料金の支払義務は，18（料金）(3)ロに定める受電側料金算定日に発生いたします。 (3) 発電量調整受電計画差対応補給電力料金，発電量調整受電計画差対応余剰電力料金，接続対象計画差対応補給電力料金，接続対象計画差対応余剰電力料金，需要抑制量調整受電計画差対応補給電力料金，需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力料金および給電指令時補給電力料金の支払義務は，特別の事情がある場合を除き，料金の算定期間の翌々月の第5営業日（営業日は当社が定めます。）に発生いたします。ただし，28（検針日）(5)の場合で，料金の算定期間の翌々月の第5営業日以降に実際に検針を行なった場合，31（電力および電力量の算定）(31)の場合で，料金の算定期間の翌々月の第5営業日以降に電力量を協議によって定めた場合は，その日といたします。

託送供給等約款　新旧比較表

託送供給等約款　2024年10月1日実施	託送供給等約款　2025年4月1日実施
(4) (1)の日程等別料金，(2)の系統連系受電サービス料金または(3)の料金のうち発電量調整受電計画差対応補給電力料金，接続対象計画差対応補給電力料金，需要抑制量調整受電計画差対応補給電力料金もしくは給電指令時補給電力料金は，次の場合を除き，支払義務発生日の翌日から起算して 30 日目の日（以下「支払期日」といいます。）までに支払っていただきます。ただし，支払義務発生日の翌日から起算して30日目の日が金融機関の休業日の場合の支払期日は翌営業日といたします。 イ　55（解約等）(1)により解約となった場合 ロ　契約者，発電契約者，発電者または需要抑制契約者が振り出しもしくは引き受けた手形または振り出した小切手について銀行取引停止処分を受ける等支払停止状態に陥った場合 ハ　契約者，発電契約者，発電者または需要抑制契約者が破産手続き開始，再生手続き開始，更生手続き開始，特別清算開始もしくはこれらに類する法的手続きの申立てを受けまたは自ら申立てを行なった場合 ニ　契約者，発電契約者，発電者または需要抑制契約者が強制執行または担保権の実行としての競売の申立てを受けた場合 ホ　契約者，発電契約者，発電者または需要抑制契約者が公租公課の滞納処分を受けた場合 ヘ　その他の理由で契約者，発電契約者，発電者または需要抑制契約者に明らかに料金の支払いの延滞が生じるおそれがあると当社が認め，その旨を当社が契約者，発電契約者，発電者または需要抑制契約者に通知した場合 (5) 契約者，発電契約者，発電者または需要抑制契約者が(4)イからヘまでのいずれかに該当する場合の支払期日は，次のとおり取り扱います。 イ　契約者，発電契約者，発電者または需要抑制契約者が(4)イからヘまでのいずれかに該当することとなった日までに支払義務が発生した料金で，かつ，支払いがなされていない料金（支払期日を超過していない料金に限ります。）については，契約者，発電契約者，発電者または需要抑制契約者が(4)イからヘまでのいずれかに該当することとなった日を支払期日といたします。ただし，契約者，発電契約者，発電者または需要抑制契約者が(4)イからヘまでのいずれかに該当することとなった日が支払義務発生日から7日を経過していない場合には，支払義務発生日の翌日から起算して7日目を支払期日といたします。 ロ　契約者，発電契約者，発電者または需要抑制契約者が(4)イからヘまでのいずれかに該当することとなった日の翌日以降に支払義務が発生する料金については，支払義務発生日の翌日から起算して7日目を支払期日といたします。 なお，(4)イからホまでのいずれかに該当する場合であっても，一定期間の支払いが遅滞なく行なわれる等，料金の支払状況から支払いの延滞が生じるおそれがないと当社が認めるときは，支払義務発生日の翌日から起算して 30 日目を支払期日とすることがあります。この場合，当社はその旨を契約者，発電契約者，発電者または需要抑制契約者に通知いたします。ただし，この通知をした後，料金の支払いの延滞が生じるおそれがあると当社が認める場合は，支払義務発生日の翌日から起算して7日目を支払期日とすることがあります。この場合も当社はその旨を契約者，発電契約者，発電者または需要抑制契約者に通知いたします。 (6) 当社は，(3)の料金のうち発電量調整受電計画差対応余剰電力料金，接続対象計画差対応余剰電力料金または需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力料金を，支払期日までにお支払いいたします。ただし，支払義務発生日の翌日から起算して 30 日目の日が金融機関の休業日の場合の支払期日は翌営業日といたします。	(4) (1)の日程等別料金，(2)の系統連系受電サービス料金または(3)の料金のうち発電量調整受電計画差対応補給電力料金，接続対象計画差対応補給電力料金，需要抑制量調整受電計画差対応補給電力料金もしくは給電指令時補給電力料金は，次の場合を除き，支払義務発生日の翌日から起算して 30 日目の日（以下「支払期日」といいます。）までに支払っていただきます。ただし，支払義務発生日の翌日から起算して30日目の日が金融機関の休業日の場合の支払期日は翌営業日といたします。 イ　55（解約等）(1)により解約となった場合 ロ　契約者，発電契約者，発電者または需要抑制契約者が振り出しもしくは引き受けた手形または振り出した小切手について銀行取引停止処分を受ける等支払停止状態に陥った場合 ハ　契約者，発電契約者，発電者または需要抑制契約者が破産手続き開始，再生手続き開始，更生手続き開始，特別清算開始もしくはこれらに類する法的手続きの申立てを受けまたは自ら申立てを行なった場合 ニ　契約者，発電契約者，発電者または需要抑制契約者が強制執行または担保権の実行としての競売の申立てを受けた場合 ホ　契約者，発電契約者，発電者または需要抑制契約者が公租公課の滞納処分を受けた場合 ヘ　その他の理由で契約者，発電契約者，発電者または需要抑制契約者に明らかに料金の支払いの延滞が生じるおそれがあると当社が認め，その旨を当社が契約者，発電契約者，発電者または需要抑制契約者に通知した場合 (5) 契約者，発電契約者，発電者または需要抑制契約者が(4)イからヘまでのいずれかに該当する場合の支払期日は，次のとおり取り扱います。 イ　契約者，発電契約者，発電者または需要抑制契約者が(4)イからヘまでのいずれかに該当することとなった日までに支払義務が発生した料金で，かつ，支払いがなされていない料金（支払期日を超過していない料金に限ります。）については，契約者，発電契約者，発電者または需要抑制契約者が(4)イからヘまでのいずれかに該当することとなった日を支払期日といたします。ただし，契約者，発電契約者，発電者または需要抑制契約者が(4)イからヘまでのいずれかに該当することとなった日が支払義務発生日から7日を経過していない場合には，支払義務発生日の翌日から起算して7日目を支払期日といたします。 ロ　契約者，発電契約者，発電者または需要抑制契約者が(4)イからヘまでのいずれかに該当することとなった日の翌日以降に支払義務が発生する料金については，支払義務発生日の翌日から起算して7日目を支払期日といたします。 なお，(4)イからホまでのいずれかに該当する場合であっても，一定期間の支払いが遅滞なく行なわれる等，料金の支払状況から支払いの延滞が生じるおそれがないと当社が認めるときは，支払義務発生日の翌日から起算して 30 日目を支払期日とすることがあります。この場合，当社はその旨を契約者，発電契約者，発電者または需要抑制契約者に通知いたします。ただし，この通知をした後，料金の支払いの延滞が生じるおそれがあると当社が認める場合は，支払義務発生日の翌日から起算して7日目を支払期日とすることがあります。この場合も当社はその旨を契約者，発電契約者，発電者または需要抑制契約者に通知いたします。 (6) 当社は，(3)の料金のうち発電量調整受電計画差対応余剰電力料金，接続対象計画差対応余剰電力料金または需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力料金を，支払期日までにお支払いいたします。ただし，支払義務発生日の翌日から起算して30日目の日が金融機関の休業日の場合の支払期日は翌営業日といたします。
35　料金その他の支払方法	**35　料金その他の支払方法**

託送供給等約款　新旧比較表

託送供給等約款　2024年10月1日実施	託送供給等約款　2025年4月1日実施
(1) 契約者の料金その他の支払方法は，次によります。	(1) 契約者の料金その他の支払方法は，次によります。
イ　契約者の料金および工事費負担金その他については，そのつど，当社が指定した金融機関を通じて払い込み等により契約者から支払っていただきます。 なお，支払いにともなう費用は，原則として，契約者の負担といたします。	イ　契約者の料金および工事費負担金その他については，そのつど，当社が指定した金融機関を通じて払い込み等により契約者から支払っていただきます。 なお，支払いにともなう費用は，原則として，契約者の負担といたします。
ロ　イの当社が指定した金融機関を通じた払い込みによる支払いは，契約者がその金融機関に払い込まれたときになされたものといたします。	ロ　イの当社が指定した金融機関を通じた払い込みによる支払いは，契約者がその金融機関に払い込まれたときになされたものといたします。
ハ　料金が支払期日までに支払われない場合には，支払期日の翌日から起算して支払いの日に至るまで，料金から消費税等相当額を差し引いた金額に対して，年10パーセント(閏年の日を含む期間についても，365日当たりの割合といたします。)の延滞利息を契約者から申し受けます。 なお，消費税等相当額の単位は，1円とし，その端数は，切り捨てます。 また，延滞利息は，原則として，契約者が延滞利息の算定の対象となる料金を支払われた直後に支払義務が発生する料金とあわせて契約者から支払っていただきます。	ハ　料金が支払期日までに支払われない場合には，支払期日の翌日から起算して支払いの日に至るまで，料金から消費税等相当額を差し引いた金額に対して，年10パーセント(閏年の日を含む期間についても，365日当たりの割合といたします。)の延滞利息を契約者から申し受けます。 なお，消費税等相当額の単位は，1円とし，その端数は，切り捨てます。 また，延滞利息は，原則として，契約者が延滞利息の算定の対象となる料金を支払われた直後に支払義務が発生する料金とあわせて契約者から支払っていただきます。
ニ　契約者の料金は，支払義務の発生した順序で支払っていただきます。	ニ　契約者の料金は，支払義務の発生した順序で支払っていただきます。
(2) 発電契約者の料金その他の支払方法は，次によります。	(2) 発電契約者の料金その他の支払方法は，次によります。
イ　発電契約者の料金については毎月，工事費負担金その他についてはそのつど，当社が指定した金融機関を通じて払い込み等により発電契約者から支払っていただきます。 なお，支払いにともなう費用は，原則として，発電契約者の負担といたします。	イ　発電契約者の料金については毎月，工事費負担金その他についてはそのつど，当社が指定した金融機関を通じて払い込み等により発電契約者から支払っていただきます。 なお，支払いにともなう費用は，原則として，発電契約者の負担といたします。
ロ　イの当社が指定した金融機関を通じた払い込みによる支払いは，発電契約者がその金融機関に払い込まれたときになされたものといたします。	ロ　イの当社が指定した金融機関を通じた払い込みによる支払いは，発電契約者がその金融機関に払い込まれたときになされたものといたします。
ハ　料金が支払期日までに支払われない場合には，支払期日の翌日から起算して支払いの日に至るまで，料金から消費税等相当額を差し引いた金額に対して，年10パーセント(閏年の日を含む期間についても，365日当たりの割合といたします。)の延滞利息を発電契約者から申し受けます。 なお，消費税等相当額の単位は，1円とし，その端数は，切り捨てます。 また，延滞利息は，原則として，発電契約者が延滞利息の算定の対象となる料金を支払われた直後に支払義務が発生する料金とあわせて発電契約者から支払っていただきます。	ハ　料金が支払期日までに支払われない場合には，支払期日の翌日から起算して支払いの日に至るまで，料金から消費税等相当額を差し引いた金額に対して，年10パーセント(閏年の日を含む期間についても，365日当たりの割合といたします。)の延滞利息を発電契約者から申し受けます。 なお，消費税等相当額の単位は，1円とし，その端数は，切り捨てます。 また，延滞利息は，原則として，発電契約者が延滞利息の算定の対象となる料金を支払われた直後に支払義務が発生する料金とあわせて発電契約者から支払っていただきます。
ニ　発電契約者の料金は，支払義務の発生した順序で支払っていただきます。	ニ　発電契約者の料金は，支払義務の発生した順序で支払っていただきます。
(3) 発電者の料金その他の支払方法は，次によります。	(3) 発電者の料金その他の支払方法は，次によります。
イ　発電者の料金については，ロによって支払われる場合を除き，そのつど，発電者から発電契約者に支払っていただきます。支払われた料金についてはそのつど，当社が指定した金融機関を通じて払い込み等により発電契約者から当社へ引き渡していただきます。 なお，引き渡しにともなう費用は，原則として，発電契約者の負担といたします。	イ　発電者の料金については，ロによって支払われる場合を除き，そのつど，発電者から発電契約者に支払っていただきます。支払われた料金についてはそのつど，当社が指定した金融機関を通じて払い込み等により発電契約者から当社へ引き渡していただきます。 なお，引き渡しにともなう費用は，原則として，発電契約者の負担といたします。
ロ　次の場合には，発電者の料金について，当社が指定した金融機関を通じて払い込み等により発電者から支払っていただきます。 なお，支払いにともなう費用は，原則として，発電者の負担といたします。 (ｲ) 発電者が料金を支払期日までに発電契約者に支払われない場合 (ﾛ) 発電者の料金が発電契約者と発電者との間の電力受給に関する契約に係る料金を上回る場合で，発電契約者と発電者および発電契約者と当社のそれぞれにおいて合意がなされたとき。 (ﾊ) その他当社が必要と認めた場合	ロ　次の場合には，発電者の料金について，当社が指定した金融機関を通じて払い込み等により発電者から支払っていただきます。 なお，支払いにともなう費用は，原則として，発電者の負担といたします。 (ｲ) 発電者が料金を支払期日までに発電契約者に支払われない場合 (ﾛ) 発電者の料金が発電契約者と発電者との間の電力受給に関する契約に係る料金を上回る場合で，発電契約者と発電者および発電契約者と当社のそれぞれにおいて合意がなされたとき。 (ﾊ) その他当社が必要と認めた場合
ハ　発電者の料金について，支払いは，次のときになされたものといたします。 (ｲ) イの場合，発電者から発電契約者に支払われたとき。	ハ　発電者の料金について，支払いは，次のときになされたものといたします。 (ｲ) イの場合，発電者から発電契約者に支払われたとき。

託送供給等約款　新旧比較表

託送供給等約款　2024年10月1日実施	託送供給等約款　2025年4月1日実施
(ﾛ) ロの当社が指定した金融機関を通じた払い込みによる場合，発電者がその金融機関に払い込まれたとき。	(ﾛ) ロの当社が指定した金融機関を通じた払い込みによる場合，発電者がその金融機関に払い込まれたとき。
ニ　料金が支払期日までに支払われない場合には，支払期日の翌日から起算して支払いの日に至るまで，料金から消費税等相当額を差し引いた金額に対して，年10パーセント(閏年の日を含む期間についても，365日当たりの割合といたします。)の延滞利息を発電者から申し受けます。 なお，消費税等相当額の単位は，1円とし，その端数は，切り捨てます。 また，延滞利息は，原則として，発電者が延滞利息の算定の対象となる料金を支払われた直後に支払義務が発生する料金とあわせて発電者から支払っていただきます。	ニ　料金が支払期日までに支払われない場合には，支払期日の翌日から起算して支払いの日に至るまで，料金から消費税等相当額を差し引いた金額に対して，年10パーセント(閏年の日を含む期間についても，365日当たりの割合といたします。)の延滞利息を発電者から申し受けます。 なお，消費税等相当額の単位は，1円とし，その端数は，切り捨てます。 また，延滞利息は，原則として，発電者が延滞利息の算定の対象となる料金を支払われた直後に支払義務が発生する料金とあわせて発電者から支払っていただきます。
ホ　発電者の料金は，原則として，支払義務の発生した順序で支払っていただきます。	ホ　発電者の料金は，原則として，支払義務の発生した順序で支払っていただきます。
ヘ　この約款によって支払いを要することとなった発電者の料金，延滞利息および契約超過金以外の債務（保証金，違約金その他この約款から生ずる金銭債務をいいます。）についてはそのつど，当社が指定した金融機関を通じて払い込み等により発電者から支払っていただきます。 なお，支払いにともなう費用は，原則として，発電者の負担といたします。	ヘ　この約款によって支払いを要することとなった発電者の料金，延滞利息および契約超過金以外の債務（保証金，違約金その他この約款から生ずる金銭債務をいいます。）についてはそのつど，当社が指定した金融機関を通じて払い込み等により発電者から支払っていただきます。 なお，支払いにともなう費用は，原則として，発電者の負担といたします。
(4) 需要抑制契約者の料金その他の支払方法は，次によります。	(4) 需要抑制契約者の料金その他の支払方法は，次によります。
イ　需要抑制契約者の料金については毎月，当社が指定した金融機関を通じて払い込み等により需要抑制契約者から支払っていただきます。 なお，支払いにともなう費用は，原則として，需要抑制契約者の負担といたします。	イ　需要抑制契約者の料金については毎月，当社が指定した金融機関を通じて払い込み等により需要抑制契約者から支払っていただきます。 なお，支払いにともなう費用は，原則として，需要抑制契約者の負担といたします。
ロ　イの当社が指定した金融機関を通じた払い込みによる支払いは，需要抑制契約者がその金融機関に払い込まれたときになされたものといたします。	ロ　イの当社が指定した金融機関を通じた払い込みによる支払いは，需要抑制契約者がその金融機関に払い込まれたときになされたものといたします。
ハ　料金が支払期日までに支払われない場合には，支払期日の翌日から起算して支払いの日に至るまで，料金から消費税等相当額を差し引いた金額に対して，年10パーセント(閏年の日を含む期間についても，365日当たりの割合といたします。)の延滞利息を需要抑制契約者から申し受けます。 なお，消費税等相当額の単位は，1円とし，その端数は，切り捨てます。 また，延滞利息は，原則として，需要抑制契約者が延滞利息の算定の対象となる料金を支払われた直後に支払義務が発生する料金とあわせて需要抑制契約者から支払っていただきます。	ハ　料金が支払期日までに支払われない場合には，支払期日の翌日から起算して支払いの日に至るまで，料金から消費税等相当額を差し引いた金額に対して，年10パーセント(閏年の日を含む期間についても，365日当たりの割合といたします。)の延滞利息を需要抑制契約者から申し受けます。 なお，消費税等相当額の単位は，1円とし，その端数は，切り捨てます。 また，延滞利息は，原則として，需要抑制契約者が延滞利息の算定の対象となる料金を支払われた直後に支払義務が発生する料金とあわせて需要抑制契約者から支払っていただきます。
ニ　需要抑制契約者の料金は，支払義務の発生した順序で支払っていただきます。	ニ　需要抑制契約者の料金は，支払義務の発生した順序で支払っていただきます。
(5) 当社の料金の支払方法は，次によります。	(5) 当社の料金の支払方法は，次によります。
イ　当社の料金については毎月，契約者，発電契約者または需要抑制契約者が指定する金融機関の銀行口座に払い込みによってお支払いいたします。 なお，支払いにともなう費用は，当社で負担いたします。	イ　当社の料金については毎月，契約者，発電契約者または需要抑制契約者が指定する金融機関の銀行口座に払い込みによってお支払いいたします。 なお，支払いにともなう費用は，当社で負担いたします。
ロ　料金の支払いは，当社がその金融機関に払い込みしたときになされたものといたします。	ロ　料金の支払いは，当社がその金融機関に払い込みしたときになされたものといたします。
ハ　当社が料金を支払期日までに支払わない場合，当社は，支払期日の翌日から起算して支払いの日に至るまで，料金から消費税等相当額を差し引いた金額に対して，年10パーセント（閏年の日を含む期間についても，365日当たりの割合といたします。）の延滞利息を契約者，発電契約者または需要抑制契約者にお支払いいたします。 なお，消費税等相当額の単位は，1円とし，その端数は，切り捨てます。 また，延滞利息は，原則として，当社が延滞利息の算定の対象となる料金をお支払いした直後に支払義務が発生する料金とあわせてお支払いいたします。	ハ　当社が料金を支払期日までに支払わない場合，当社は，支払期日の翌日から起算して支払いの日に至るまで，料金から消費税等相当額を差し引いた金額に対して，年10パーセント（閏年の日を含む期間についても，365日当たりの割合といたします。）の延滞利息を契約者，発電契約者または需要抑制契約者にお支払いいたします。 なお，消費税等相当額の単位は，1円とし，その端数は，切り捨てます。 また，延滞利息は，原則として，当社が延滞利息の算定の対象となる料金をお支払いした直後に支払義務が発生する料金とあわせてお支払いいたします。

託送供給等約款　新旧比較表

託送供給等約款　2024年10月1日実施	託送供給等約款　2025年4月1日実施
36　保　証　金	**36　保　証　金**
(1) 契約者の場合は，次によります。	(1) 契約者の場合は，次によります。
イ　当社は，次のいずれかに該当する場合で，必要と認められるときは，契約者から，接続供給の開始もしくは再開に先だって，または供給継続の条件として，それぞれ予想月額料金の3月分に相当する金額をこえない範囲で保証金を預けていただきます。	イ　当社は，次のいずれかに該当する場合で，必要と認められるときは，契約者から，接続供給の開始もしくは再開に先だって，または供給継続の条件として，それぞれ予想月額料金の3月分に相当する金額をこえない範囲で保証金を預けていただきます。
(ｲ) 料金の支払いの延滞があった場合	(ｲ) 料金の支払いの延滞があった場合
(ﾛ) 30分ごとの接続対象電力量に対する接続対象計画電力量の割合が急激に低下したこと等によって，31（電力および電力量の算定）(22)によって算定された値が著しく大きい場合または31（電力および電力量の算定）(22)によって算定される値が著しく大きくなることが想定される場合で，接続対象計画電力量が接続対象電力量に比べて著しく不適当と認められ，40（適正契約の保持等）(3)によって当社が使用状態をすみやかに適正なものに修正するよう求めたにもかかわらず，その求めに応じていただけないとき。	(ﾛ) 30分ごとの接続対象電力量に対する接続対象計画電力量の割合が急激に低下したこと等によって，31（電力および電力量の算定）(22)によって算定された値が著しく大きい場合または31（電力および電力量の算定）(22)によって算定される値が著しく大きくなることが想定される場合で，接続対象計画電力量が接続対象電力量に比べて著しく不適当と認められ，40（適正契約の保持等）(3)によって当社が使用状態をすみやかに適正なものに修正するよう求めたにもかかわらず，その求めに応じていただけないとき。
(ﾊ) 新たに接続供給を開始し，または契約電力等を増加される場合	(ﾊ) 新たに接続供給を開始し，または契約電力等を増加される場合
ロ　契約者は，当社があらかじめ定め，通知した期日までに保証金を預けていただきます。	ロ　契約者は，当社があらかじめ定め，通知した期日までに保証金を預けていただきます。
ハ　保証金の預かり期間は，2年以内といたします。	ハ　保証金の預かり期間は，2年以内といたします。
ニ　当社は，接続供給契約が消滅した場合または支払いの延滞が生じた場合には，保証金を契約者の支払額に充当することがあります。	ニ　当社は，接続供給契約が消滅した場合または支払いの延滞が生じた場合には，保証金を契約者の支払額に充当することがあります。
ホ　当社は，保証金について利息を付しません。	ホ　当社は，保証金について利息を付しません。
ヘ　当社は，保証金の預かり期間満了前であっても接続供給契約が消滅した場合には，保証金をお返しいたします。ただし，ニにより支払額に充当した場合は，その残額をお返しいたします。	ヘ　当社は，保証金の預かり期間満了前であっても接続供給契約が消滅した場合には，保証金をお返しいたします。ただし，ニにより支払額に充当した場合は，その残額をお返しいたします。
(2) 発電契約者の場合は，次によります。	(2) 発電契約者の場合は，次によります。
イ　当社は，料金の支払いの延滞があった発電契約者，または新たに発電量調整供給を開始される発電契約者から，発電量調整供給の開始もしくは再開に先だって，または供給継続の条件として，予想月額料金の3月分に相当する金額をこえない範囲で保証金を預けていただくことがあります。	イ　当社は，料金の支払いの延滞があった発電契約者，または新たに発電量調整供給を開始される発電契約者から，発電量調整供給の開始もしくは再開に先だって，または供給継続の条件として，予想月額料金の3月分に相当する金額をこえない範囲で保証金を預けていただくことがあります。
ロ　保証金の預かり期間は，2年以内といたします。	ロ　保証金の預かり期間は，2年以内といたします。
ハ　当社は，発電量調整供給契約が消滅した場合または支払いの延滞が生じた場合には，保証金を発電契約者の支払額に充当することがあります。	ハ　当社は，発電量調整供給契約が消滅した場合または支払いの延滞が生じた場合には，保証金を発電契約者の支払額に充当することがあります。
ニ　当社は，保証金について利息を付しません。	ニ　当社は，保証金について利息を付しません。
ホ　当社は，保証金の預かり期間満了前であっても発電量調整供給契約が消滅した場合には，保証金をお返しいたします。ただし，ハにより支払額に充当した場合は，その残額をお返しいたします。	ホ　当社は，保証金の預かり期間満了前であっても発電量調整供給契約が消滅した場合には，保証金をお返しいたします。ただし，ハにより支払額に充当した場合は，その残額をお返しいたします。
(3) 発電者の場合は，次によります。	(3) 発電者の場合は，次によります。
イ　当社は，料金の支払いの延滞があった発電者，新たに受電地点を設定される発電者または同時最大受電電力を増加される発電者から，系統連系受電サービスの開始もしくは再開に先だって，または系統連系受電サービス継続の条件として，予想月額料金の3月分に相当する金額をこえない範囲で保証金を預けていただくことがあります。	イ　当社は，料金の支払いの延滞があった発電者，新たに受電地点を設定される発電者または同時最大受電電力を増加される発電者から，系統連系受電サービスの開始もしくは再開に先だって，または系統連系受電サービス継続の条件として，予想月額料金の3月分に相当する金額をこえない範囲で保証金を預けていただくことがあります。
ロ　保証金の預かり期間は，2年以内といたします。	ロ　保証金の預かり期間は，2年以内といたします。
ハ　当社は，系統連系受電契約が消滅した場合または支払いの延滞が生じた場合には，保証金を発電者の支払額に充当することがあります。	ハ　当社は，系統連系受電契約が消滅した場合または支払いの延滞が生じた場合には，保証金を発電者の支払額に充当することがあります。
ニ　当社は，保証金について利息を付しません。	ニ　当社は，保証金について利息を付しません。
ホ　当社は，保証金の預かり期間満了前であっても系統連系受電契約が消滅した場	ホ　当社は，保証金の預かり期間満了前であっても系統連系受電契約が消滅した場

託送供給等約款　新旧比較表

託送供給等約款　2024年10月1日実施	託送供給等約款　2025年4月1日実施
合には，保証金をお返しいたします。ただし，ハにより支払額に充当した場合は，その残額をお返しいたします。 (4) 需要抑制契約者の場合は，次によります。 イ　当社は，料金の支払いの延滞があった需要抑制契約者，または新たに需要抑制量調整供給を開始される需要抑制契約者から，需要抑制量調整供給の開始もしくは再開に先だって，または供給継続の条件として，予想月額料金の3月分に相当する金額をこえない範囲で保証金を預けていただくことがあります。 ロ　保証金の預かり期間は，2年以内といたします。 ハ　当社は，需要抑制量調整供給契約が消滅した場合または支払いの延滞が生じた場合には，保証金を需要抑制契約者の支払額に充当することがあります。 ニ　当社は，保証金について利息を付しません。 ホ　当社は，保証金の預かり期間満了前であっても需要抑制量調整供給契約が消滅した場合には，保証金をお返しいたします。ただし，ハにより支払額に充当した場合は，その残額をお返しいたします。	合には，保証金をお返しいたします。ただし，ハにより支払額に充当した場合は，その残額をお返しいたします。 (4) 需要抑制契約者の場合は，次によります。 イ　当社は，料金の支払いの延滞があった需要抑制契約者，または新たに需要抑制量調整供給を開始される需要抑制契約者から，需要抑制量調整供給の開始もしくは再開に先だって，または供給継続の条件として，予想月額料金の3月分に相当する金額をこえない範囲で保証金を預けていただくことがあります。 ロ　保証金の預かり期間は，2年以内といたします。 ハ　当社は，需要抑制量調整供給契約が消滅した場合または支払いの延滞が生じた場合には，保証金を需要抑制契約者の支払額に充当することがあります。 ニ　当社は，保証金について利息を付しません。 ホ　当社は，保証金の預かり期間満了前であっても需要抑制量調整供給契約が消滅した場合には，保証金をお返しいたします。ただし，ハにより支払額に充当した場合は，その残額をお返しいたします。
37　連 帯 責 任 1接続供給契約において契約者が複数となる場合，接続対象計画差対応補給電力料金，給電指令時補給電力料金等に係る金銭債務および接続供給契約の履行に関する事項（接続送電サービス料金，臨時接続送電サービス料金，予備送電サービス料金，契約超過金，違約金または工事費負担金等に係る金銭債務を除きます。）については，複数の契約者全員が連帯して責任を負うものといたします。	**37　連 帯 責 任** 1接続供給契約において契約者が複数となる場合，接続対象計画差対応補給電力料金，給電指令時補給電力料金等に係る金銭債務および接続供給契約の履行に関する事項（接続送電サービス料金，臨時接続送電サービス料金，予備送電サービス料金，契約超過金，違約金または工事費負担金等に係る金銭債務を除きます。）については，複数の契約者全員が連帯して責任を負うものといたします。
Ⅴ　供　　給	**Ⅴ　供　　給**
38　託送供給等の実施 (1) 接続供給の場合 イ　電力量については，次のとおりにしていただきます。 (ｲ) 契約者は，別表10（需要計画・調達計画・販売計画）に定める翌日計画および当日計画の需要想定値が 30 分ごとに接続対象電力量と一致するようにしていただきます。 (ﾛ) 契約者は，別表10（需要計画・調達計画・販売計画）に定める翌日計画および当日計画の需要想定値に対する取引計画（調達計画から販売計画を差し引いたものといたします。）が30分ごとに別表10（需要計画・調達計画・販売計画）に定める翌日計画および当日計画の需要想定値と一致するようにしていただきます。 ロ　契約者は，接続供給の実施に先だち，需要計画，調達計画および販売計画を当社所定の様式により電力広域的運営推進機関を通じて当社に通知していただきます。この場合，当社は，契約者が通知した需要計画，調達計画または販売計画が不適当と認められる場合には，すみやかに適正なものに修正していただきます。 ハ　15（供給および契約の単位）(2)イ(ｲ)により当社が分割接続供給を行なう場合，9（検討および契約の申込み）(4)イ(ﾌ) c の契約者は，分割接続供給の実施に先だち，通告電力量を当社所定の様式により電力広域的運営推進機関を通じて当社に通知していただきます。 なお，通知の期限はあらかじめ双方の契約者と当社との協議によって定めます。 また，当社は，契約者が通知した通告電力量が不適当と認められる場合には，	**38　託送供給等の実施** (1) 接続供給の場合 イ　電力量については，次のとおりにしていただきます。 (ｲ) 契約者は，別表10（需要計画・調達計画・販売計画）に定める翌日計画および当日計画の需要想定値が 30 分ごとに接続対象電力量と一致するようにしていただきます。 (ﾛ) 契約者は，別表10（需要計画・調達計画・販売計画）に定める翌日計画および当日計画の需要想定値に対する取引計画（調達計画から販売計画を差し引いたものといたします。）が30分ごとに別表10（需要計画・調達計画・販売計画）に定める翌日計画および当日計画の需要想定値と一致するようにしていただきます。 ロ　契約者は，接続供給の実施に先だち，需要計画，調達計画および販売計画を当社所定の様式により電力広域的運営推進機関を通じて当社に通知していただきます。この場合，当社は，契約者が通知した需要計画，調達計画または販売計画が不適当と認められる場合には，すみやかに適正なものに修正していただきます。 ハ　15（供給および契約の単位）(2)イ(ｲ)により当社が分割接続供給を行なう場合，9（検討および契約の申込み）(4)イ(ﾌ) c の契約者は，分割接続供給の実施に先だち，通告電力量を当社所定の様式により電力広域的運営推進機関を通じて当社に通知していただきます。 なお，通知の期限はあらかじめ双方の契約者と当社との協議によって定めます。 また，当社は，契約者が通知した通告電力量が不適当と認められる場合には，

託送供給等約款　新旧比較表

託送供給等約款　2024 年 10 月 1 日実施	託送供給等約款　2025 年 4 月 1 日実施
すみやかに適正なものに修正していただきます。	すみやかに適正なものに修正していただきます。
ニ　原則として，需要計画，調達計画および販売計画の通知の期限および通知の内容は別表 10（需要計画・調達計画・販売計画）のとおりといたします。	ニ　原則として，需要計画，調達計画および販売計画の通知の期限および通知の内容は別表 10（需要計画・調達計画・販売計画）のとおりといたします。
ホ　契約者は，当社が系統運用上の必要に応じてニに定める内容以外の計画を求めた場合は，すみやかに，原則として電力広域的運営推進機関を通じて，当社に通知していただきます。	ホ　契約者は，当社が系統運用上の必要に応じてニに定める内容以外の計画を求めた場合は，すみやかに，原則として電力広域的運営推進機関を通じて，当社に通知していただきます。
ヘ　契約者がロもしくはホで通知した計画またはハで通知した通告電力量を変更する必要が生じた場合には，すみやかに，原則として電力広域的運営推進機関を通じて，当社に通知していただきます。	ヘ　契約者がロもしくはホで通知した計画またはハで通知した通告電力量を変更する必要が生じた場合には，すみやかに，原則として電力広域的運営推進機関を通じて，当社に通知していただきます。
ト　当社は，電気の需給状況，供給設備の状況その他によって，契約者から通知された計画の調整を行なうことがあります。	ト　当社は，電気の需給状況，供給設備の状況その他によって，契約者から通知された計画の調整を行なうことがあります。
チ　当社は，系統運用上の制約その他によって，低圧で供給する場合を除き，契約者または需要者に給電指令を行なうことがあります。この場合，契約者および需要者は当社の給電指令にしたがっていただきます。 なお，当社は，39（給電指令の実施等）および 76（保安等に対する発電者および需要者の協力）(4)に定める事項その他系統運用上必要な事項について，需要者と別途申合書を作成いたします。	チ　当社は，系統運用上の制約その他によって，低圧で供給する場合を除き，契約者または需要者に給電指令を行なうことがあります。この場合，契約者および需要者は当社の給電指令にしたがっていただきます。 なお，当社は，39（給電指令の実施等）および 76（保安等に対する発電者および需要者の協力）(4)に定める事項その他系統運用上必要な事項について，需要者と別途申合書を作成いたします。
(2) 振替供給の場合	(2) 振替供給の場合
イ　契約者は，当社が系統運用上の必要に応じて当社が指定する計画を求めた場合は，すみやかに，原則として電力広域的運営推進機関を通じて，当社に通知していただきます。	イ　契約者は，当社が系統運用上の必要に応じて当社が指定する計画を求めた場合は，すみやかに，原則として電力広域的運営推進機関を通じて，当社に通知していただきます。
ロ　契約者がイで通知した計画を変更する必要が生じた場合には，すみやかに，原則として電力広域的運営推進機関を通じて，当社に通知していただきます。	ロ　契約者がイで通知した計画を変更する必要が生じた場合には，すみやかに，原則として電力広域的運営推進機関を通じて，当社に通知していただきます。
ハ　当社は，系統運用上の制約その他によって，契約者に給電指令を行なうことがあります。この場合，契約者は当社の給電指令にしたがっていただきます。	ハ　当社は，系統運用上の制約その他によって，契約者に給電指令を行なうことがあります。この場合，契約者は当社の給電指令にしたがっていただきます。
(3) 発電量調整供給の場合	(3) 発電量調整供給の場合
イ　電力量については，次のとおりにしていただきます。	イ　電力量については，次のとおりにしていただきます。
(ｲ) 発電契約者は，別表 11（発電計画・調達計画・販売計画）に定める翌日計画および当日計画の発電計画と調達計画の合計値が 30 分ごとに販売計画の値と一致するようにしていただきます。	(ｲ) 発電契約者は，別表 11（発電計画・調達計画・販売計画）に定める翌日計画および当日計画の発電計画と調達計画の合計値が 30 分ごとに販売計画の値と一致するようにしていただきます。
(ﾛ) 発電契約者は，発電量調整受電電力量を，30 分ごとに別表 11（発電計画・調達計画・販売計画）に定める翌日計画および当日計画の発電計画と一致するようにしていただきます。	(ﾛ) 発電契約者は，発電量調整受電電力量を，30 分ごとに別表 11（発電計画・調達計画・販売計画）に定める翌日計画および当日計画の発電計画と一致するようにしていただきます。
ロ　発電契約者は，発電量調整供給の実施に先だち，発電計画，調達計画および販売計画を当社所定の様式により電力広域的運営推進機関を通じて当社に通知していただきます。この場合，当社は，発電契約者が通知した発電計画，調達計画または販売計画が不適当と認められる場合には，すみやかに適正なものに修正していただきます。	ロ　発電契約者は，発電量調整供給の実施に先だち，発電計画，調達計画および販売計画を当社所定の様式により電力広域的運営推進機関を通じて当社に通知していただきます。この場合，当社は，発電契約者が通知した発電計画，調達計画または販売計画が不適当と認められる場合には，すみやかに適正なものに修正していただきます。
ハ　原則として，発電計画，調達計画および販売計画の通知の期限および通知の内容は別表 11（発電計画・調達計画・販売計画）のとおりといたします。	ハ　原則として，発電計画，調達計画および販売計画の通知の期限および通知の内容は別表 11（発電計画・調達計画・販売計画）のとおりといたします。
ニ　発電契約者は，当社が系統運用上の必要に応じてハに定める内容以外の計画を求めた場合は，すみやかに，原則として電力広域的運営推進機関を通じて，当社に通知していただきます。	ニ　発電契約者は，当社が系統運用上の必要に応じてハに定める内容以外の計画を求めた場合は，すみやかに，原則として電力広域的運営推進機関を通じて，当社に通知していただきます。
ホ　当社は，供給設備の状況その他によって，発電契約者から通知された計画の調整を行なうことがあります。	ホ　当社は，供給設備の状況その他によって，発電契約者から通知された計画の調整を行なうことがあります。
ヘ　発電契約者は，受電地点において他の発電量調整供給等と同一計量する場合は，発電者と協議のうえ，原則として，ロの発電計画の通知にあわせて，受電地	ヘ　発電契約者は，受電地点において他の発電量調整供給等と同一計量する場合は，発電者と協議のうえ，原則として，ロの発電計画の通知にあわせて，受電地

託送供給等約款　新旧比較表

託送供給等約款　2024 年 10 月 1 日実施	託送供給等約款　2025 年 4 月 1 日実施
点において計量される電力量の仕訳に係る順位を電力広域的運営推進機関を通じて当社に通知していただきます。 ト　発電契約者がロもしくはニで通知した計画またはへで通知した順位を変更する必要が生じた場合には，すみやかに，原則として電力広域的運営推進機関を通じて，当社に通知していただきます。 なお，発電契約者が希望される場合で，運用方法の基本事項等について当社が確認できるときには，あらかじめ定めた発電場所について，別表 11（発電計画・調達計画・販売計画）に定める当日計画を変更するときに限り，発電者を通じてこの変更を行なうことができます。この場合，当社は，あらかじめ発電契約者および発電者と協議のうえ必要な事項について別途申合書を作成いたします。 チ　当社は，系統運用上の制約その他によって，低圧で受電する場合を除き，発電契約者または発電者に給電指令を行なうことがあります。この場合，発電契約者および発電者は当社の給電指令にしたがっていただきます。 なお，当社は，39（給電指令の実施等）および 76（保安等に対する発電者および需要者の協力）(4)に定める事項その他系統運用上必要な事項について，発電者と別途申合書を作成いたします。 (4) 需要抑制量調整供給の場合 イ　電力量については，次のとおりにしていただきます。 (ｲ) 需要抑制契約者は，別表 12（需要抑制計画・調達計画・販売計画・ベースライン）に定める翌日計画および当日計画の調達計画が 30 分ごとに販売計画の値と一致するようにしていただきます。 (ﾛ) 需要抑制契約者は，需要抑制量調整受電電力量を，30 分ごとに別表 12（需要抑制計画・調達計画・販売計画・ベースライン）に定める翌日計画および当日計画の需要抑制計画と一致するようにしていただきます。 ロ　需要抑制契約者は，需要抑制量調整供給の実施に先だち，需要抑制計画，調達計画，販売計画およびベースラインを当社所定の様式により電力広域的運営推進機関を通じて当社に通知していただきます。この場合，当社は，需要抑制契約者が通知した需要抑制計画，調達計画，販売計画およびベースラインが不適当と認められる場合には，すみやかに適正なものに修正していただきます。 ハ　原則として，需要抑制計画，調達計画，販売計画およびベースラインの通知の期限および通知の内容は別表 12（需要抑制計画・調達計画・販売計画・ベースライン）のとおりといたします。 ニ　需要抑制契約者は，当社が系統運用上の必要に応じてハに定める内容以外の計画を求めた場合は，すみやかに，原則として電力広域的運営推進機関を通じて，当社に通知していただきます。 ホ　当社は，供給設備の状況その他によって，需要抑制契約者から通知された計画の調整を行なうことがあります。 ヘ　需要抑制契約者は，需要抑制を行なう需要場所において他の需要抑制量調整供給とあわせて需要抑制を行なう場合は，需要者と協議のうえ，ロの需要抑制計画の通知にあわせて，需要抑制量調整受電電力量の仕訳に係る順位を電力広域的運営推進機関を通じて当社に通知していただきます。 ト　需要抑制契約者がロもしくはニで通知した計画またはへで通知した順位を変更する必要が生じた場合には，すみやかに，原則として電力広域的運営推進機関を通じて，当社に通知していただきます。	点において計量される電力量の仕訳に係る順位を電力広域的運営推進機関を通じて当社に通知していただきます。 ト　発電契約者がロもしくはニで通知した計画またはへで通知した順位を変更する必要が生じた場合には，すみやかに，原則として電力広域的運営推進機関を通じて，当社に通知していただきます。 なお，発電契約者が希望される場合で，運用方法の基本事項等について当社が確認できるときには，あらかじめ定めた発電場所について，別表 11（発電計画・調達計画・販売計画）に定める当日計画を変更するときに限り，発電者を通じてこの変更を行なうことができます。この場合，当社は，あらかじめ発電契約者および発電者と協議のうえ必要な事項について別途申合書を作成いたします。 チ　当社は，系統運用上の制約その他によって，低圧で受電する場合を除き，発電契約者または発電者に給電指令を行なうことがあります。この場合，発電契約者および発電者は当社の給電指令にしたがっていただきます。 なお，当社は，39（給電指令の実施等）および 76（保安等に対する発電者および需要者の協力）(4)に定める事項その他系統運用上必要な事項について，発電者と別途申合書を作成いたします。 (4) 需要抑制量調整供給の場合 イ　電力量については，次のとおりにしていただきます。 (ｲ) 需要抑制契約者は，別表 12（需要抑制計画・調達計画・販売計画・ベースライン）に定める翌日計画および当日計画の調達計画が 30 分ごとに販売計画の値と一致するようにしていただきます。 (ﾛ) 需要抑制契約者は，需要抑制量調整受電電力量を，30 分ごとに別表 12（需要抑制計画・調達計画・販売計画・ベースライン）に定める翌日計画および当日計画の需要抑制計画と一致するようにしていただきます。 ロ　需要抑制契約者は，需要抑制量調整供給の実施に先だち，需要抑制計画，調達計画，販売計画およびベースラインを当社所定の様式により電力広域的運営推進機関を通じて当社に通知していただきます。この場合，当社は，需要抑制契約者が通知した需要抑制計画，調達計画，販売計画およびベースラインが不適当と認められる場合には，すみやかに適正なものに修正していただきます。 ハ　原則として，需要抑制計画，調達計画，販売計画およびベースラインの通知の期限および通知の内容は別表 12（需要抑制計画・調達計画・販売計画・ベースライン）のとおりといたします。 ニ　需要抑制契約者は，当社が系統運用上の必要に応じてハに定める内容以外の計画を求めた場合は，すみやかに，原則として電力広域的運営推進機関を通じて，当社に通知していただきます。 ホ　当社は，供給設備の状況その他によって，需要抑制契約者から通知された計画の調整を行なうことがあります。 ヘ　需要抑制契約者は，需要抑制を行なう需要場所において他の需要抑制量調整供給とあわせて需要抑制を行なう場合は，需要者と協議のうえ，ロの需要抑制計画の通知にあわせて，需要抑制量調整受電電力量の仕訳に係る順位を電力広域的運営推進機関を通じて当社に通知していただきます。 ト　需要抑制契約者がロもしくはニで通知した計画またはへで通知した順位を変更する必要が生じた場合には，すみやかに，原則として電力広域的運営推進機関を通じて，当社に通知していただきます。
39　給電指令の実施等 (1) 当社は，系統運用上の制約その他によって必要な場合には，38（託送供給等の実	**39　給電指令の実施等** (1) 当社は，系統運用上の制約その他によって必要な場合には，38（託送供給等の実

託送供給等約款　新旧比較表

託送供給等約款　2024年10月1日実施	託送供給等約款　2025年4月1日実施
施）(3)ホにかかわらず，発電者に定期検査または定期補修の時期を変更していただくことがあります。	施）(3)ホにかかわらず，発電者に定期検査または定期補修の時期を変更していただくことがあります。
(2) 当社は，低圧で受電または供給する場合を除き，次の場合には，契約者，発電契約者，発電者または需要者に給電指令を行ない，発電者の発電もしくは放電または需要者の電気の使用を制限し，もしくは中止し，または振替供給もしくは発電量調整供給の全部もしくは一部を中止することがあります。ただし，緊急やむをえない場合は，当社は，給電指令を行なうことなく，発電者の発電もしくは放電または需要者の電気の使用を制限し，もしくは中止し，または振替供給もしくは発電量調整供給の全部もしくは一部を中止することがあります。	(2) 当社は，低圧で受電または供給する場合を除き，次の場合には，契約者，発電契約者，発電者または需要者に給電指令を行ない，発電者の発電もしくは放電または需要者の電気の使用を制限し，もしくは中止し，または振替供給もしくは発電量調整供給の全部もしくは一部を中止することがあります。ただし，緊急やむをえない場合は，当社は，給電指令を行なうことなく，発電者の発電もしくは放電または需要者の電気の使用を制限し，もしくは中止し，または振替供給もしくは発電量調整供給の全部もしくは一部を中止することがあります。
イ　当社が維持および運用する供給設備に故障が生じ，または故障が生ずるおそれがある場合	イ　当社が維持および運用する供給設備に故障が生じ，または故障が生ずるおそれがある場合
ロ　当社が維持および運用する供給設備の点検，修繕，変更その他の工事上やむをえない場合	ロ　当社が維持および運用する供給設備の点検，修繕，変更その他の工事上やむをえない場合
ハ　系統全体の需要が大きく低下し，調整電源による対策の実施にもかかわらず，原子力発電，地熱発電または水力発電を抑制する必要が生じた場合	ハ　系統全体の需要が大きく低下し，調整電源による対策の実施にもかかわらず，原子力発電，地熱発電または水力発電を抑制する必要が生じた場合
ニ　振替供給の場合で，当社の供給区域内の需要に対する電気の供給に支障が生じ，または支障が生ずるおそれがあるとき。	ニ　振替供給の場合で，当社の供給区域内の需要に対する電気の供給に支障が生じ，または支障が生ずるおそれがあるとき。
ホ　イおよびロ以外の場合で，送電設備および変電設備で構成される電力系統のうち，当社の供給区域における最上位電圧から二階級の送電設備および変電設備で構成される電力系統ならびに当社が指定した電力系統（以下「基幹系統」といいます。）における電気の潮流が系統安定度等にもとづき算定される運用可能な容量を超過し，または超過するおそれがあり，発電設備等の出力を抑制する必要が生じたとき。	ホ　イおよびロ以外の場合で，送電設備および変電設備で構成される電力系統のうち，当社の供給区域における最上位電圧から二階級の送電設備および変電設備で構成される電力系統ならびに当社が指定した電力系統（以下「基幹系統」といいます。）における電気の潮流が系統安定度等にもとづき算定される運用可能な容量を超過し，または超過するおそれがあり，発電設備等の出力を抑制する必要が生じたとき。
ヘ　イおよびロ以外の場合で，送電設備および変電設備で構成される電力系統のうち，基幹系統および当社以外の一般送配電事業者との会社間連系点に至る供給設備以外の電力系統（以下「ローカル系統」といいます。）における電気の潮流が系統安定度等にもとづき算定される運用可能な容量を超過し，または超過するおそれがあり，発電設備等の出力を抑制する必要が生じたとき。	ヘ　イおよびロ以外の場合で，送電設備および変電設備で構成される電力系統のうち，基幹系統および当社以外の一般送配電事業者との会社間連系点に至る供給設備以外の電力系統（以下「ローカル系統」といいます。）における電気の潮流が系統安定度等にもとづき算定される運用可能な容量を超過し，または超過するおそれがあり，発電設備等の出力を抑制する必要が生じたとき。
ト　その他電気の需給上または保安上必要がある場合	ト　その他電気の需給上または保安上必要がある場合
(3) 当社は，低圧で受電または供給する場合で，(2)イ，ロ，ホ，ヘまたはトのときには，発電者の発電もしくは放電または需要者の電気の使用を制限し，もしくは中止し，または振替供給もしくは発電量調整供給の全部もしくは一部を中止することがあります。 なお，この場合には，当社は，あらかじめその旨を広告その他によって発電者または需要者にお知らせいたします。ただし，緊急やむをえない場合は，この限りではありません。	(3) 当社は，低圧で受電または供給する場合で，(2)イ，ロ，ホ，ヘまたはトのときには，発電者の発電もしくは放電または需要者の電気の使用を制限し，もしくは中止し，または振替供給もしくは発電量調整供給の全部もしくは一部を中止することがあります。 なお，この場合には，当社は，あらかじめその旨を広告その他によって発電者または需要者にお知らせいたします。ただし，緊急やむをえない場合は，この限りではありません。
(4) 当社は，接続供給において，受電地点を会社間連系点とする電気に係る振替供給契約にもとづく給電指令等により，原則として 30 分ごとの実需給の開始時刻の 1 時間前以降に当該振替供給等の全部または一部を中止された場合（会社間連系点等における電気の潮流が系統安定度等にもとづき算定される運用可能な容量を超過することにともなう場合に限ります。）は，供給地点における電気の供給に系統運用上の制約がある場合を除き，当該振替供給等の中止の解除までの間，これにより生じた小売電気事業，特定送配電事業または自己等への電気の供給の用に供する電気の不足電力の補給にあてるための電気を供給いたします。	(4) 当社は，接続供給において，受電地点を会社間連系点とする電気に係る振替供給契約にもとづく給電指令等により，原則として 30 分ごとの実需給の開始時刻の 1 時間前以降に当該振替供給等の全部または一部を中止された場合（会社間連系点等における電気の潮流が系統安定度等にもとづき算定される運用可能な容量を超過することにともなう場合に限ります。）は，供給地点における電気の供給に系統運用上の制約がある場合を除き，当該振替供給等の中止の解除までの間，これにより生じた小売電気事業，特定送配電事業または自己等への電気の供給の用に供する電気の不足電力の補給にあてるための電気を供給いたします。
(5) 当社は，発電量調整供給において，(2)イ，ロ，ホ，ヘまたはトの場合で，給電指令等により，原則として 30 分ごとの実需給の開始時刻の 1 時間前以降に発電者の発電もしくは放電を制限し，または中止したときは，供給地点における電気の供	(5) 当社は，発電量調整供給において，(2)イ，ロ，ホ，ヘまたはトの場合で，給電指令等により，原則として 30 分ごとの実需給の開始時刻の 1 時間前以降に発電者の発電もしくは放電を制限し，または中止したときは，供給地点における電気の供

託送供給等約款　新旧比較表

託送供給等約款　2024 年 10 月 1 日実施	託送供給等約款　2025 年 4 月 1 日実施
給に系統運用上の制約がある場合を除き，当該発電もしくは放電の制限または中止の解除までの間，これにより生じた小売電気事業，特定送配電事業または自己等への電気の供給の用に供する電気の不足電力の補給にあてるための電気を供給いたします。ただし，発電量調整供給に係る発電設備等が調整電源に該当する場合（当該発電設備等に故障等が生じたときを除きます。）は適用いたしません。 (6) 当社は，発電量調整供給において，(2)ハの場合で，給電指令等により，原則として 30 分ごとの実需給の開始時刻の 1 時間前以降に発電者の発電もしくは放電を制限し，または中止したときは，当該発電もしくは放電の制限または中止の解除までの間，これにより生じた小売電気事業，特定送配電事業または自己等への電気の供給の用に供する電気の不足電力の補給にあてるための電気を供給いたします。ただし，発電量調整供給に係る発電設備等が調整電源に該当する場合（当該発電設備等に故障等が生じたときを除きます。）は適用いたしません。 ~~(7) 当社は，(2)イ，ロ，ホ，ヘ，トまたは(3)によって，発電者の発電もしくは放電を制限し，または中止した場合には，次の割引を行ない料金を算定いたします。ただし，その原因が契約者，発電契約者，発電者または需要者の責めとなる理由による場合，(2)ロの場合で，発電契約者もしくは発電者と当社が事前に調整を行なった計画的な作業（電力広域的運営推進機関送配電等業務指針の定めによって調整を行なった作業に限ります。）による制限もしくは中止のときその他あらかじめ発電者の発電もしくは放電を制限し，または中止することが明らかな場合または(2)トの場合（低圧で受電する場合を含みます。）で，電気の需給上必要となった制限もしくは中止のときは，その部分については割引いたしません。~~ ~~イ　低圧で受電する場合または高圧で受電する場合で，同時最大受電電力が 500 キロワット未満となるとき。~~ ~~(イ) 割引の対象~~ ~~当該受電地点の系統連系受電サービスの基本料金から系統設備効率化割引額を差し引いた金額といたします。ただし，33（料金の算定）(1)イ，ハ，ニ，ホまたはヘの場合は，制限または中止の日における契約内容に応じて算定される 1 月の金額といたします。~~ ~~(ロ) 割　引　率~~ ~~1 月中の制限し，または中止した延べ日数 1 日ごとに 4 パーセントといたします。~~ ~~(ハ) 制限または中止延べ日数の計算~~ ~~延べ日数は，1 日のうち延べ 1 時間以上制限し，または中止した日を 1 日として計算いたします。~~ ~~ロ　高圧で受電する場合で，同時最大受電電力が 500 キロワット以上となるときまたは特別高圧で受電する場合~~ ~~(イ) 割引の対象~~ ~~当該受電地点の系統連系受電サービスの基本料金から系統設備効率化割引額を差し引いた金額といたします。ただし，33（料金の算定）(1)イ，ハ，ニ，ホまたはヘの場合は，制限または中止の日における契約内容に応じて算定される 1 月の金額といたします。~~ ~~(ロ) 割　引　率~~ ~~1 月中の制限し，または中止した延べ時間数 1 時間ごとに 0.2 パーセントといたします。~~ ~~(ハ) 制限または中止延べ時間数の計算~~ ~~延べ時間数は，1 回 10 分以上の制限または中止の延べ時間とし，1 時間未満の端数を生じた場合は，30 分以上は切り上げ，30 分未満は切り捨てます。~~	給に系統運用上の制約がある場合を除き，当該発電もしくは放電の制限または中止の解除までの間，これにより生じた小売電気事業，特定送配電事業または自己等への電気の供給の用に供する電気の不足電力の補給にあてるための電気を供給いたします。ただし，発電量調整供給に係る発電設備等が調整電源に該当する場合（当該発電設備等に故障等が生じたときを除きます。）は適用いたしません。 (6) 当社は，発電量調整供給において，(2)ハの場合で，給電指令等により，原則として 30 分ごとの実需給の開始時刻の 1 時間前以降に発電者の発電もしくは放電を制限し，または中止したときは，当該発電もしくは放電の制限または中止の解除までの間，これにより生じた小売電気事業，特定送配電事業または自己等への電気の供給の用に供する電気の不足電力の補給にあてるための電気を供給いたします。ただし，発電量調整供給に係る発電設備等が調整電源に該当する場合（当該発電設備等に故障等が生じたときを除きます。）は適用いたしません。

託送供給等約款　新旧比較表

託送供給等約款　2024 年 10 月 1 日実施	託送供給等約款　2025 年 4 月 1 日実施
~~なお，制限時間については，次の算式によって修正したうえで合計いたします。~~ ~~（算　式）~~ ~~ａ　発電量調整受電電力を制限した場合~~ ~~H'＝ H ×　D－d / D~~ ~~H'＝ 修正時間~~ ~~H ＝ 制限時間~~ ~~D ＝ 当該受電地点の同時最大受電電力~~ ~~d ＝ 制限時間中の当該受電地点の発電量調整受電電力の最大値~~ ~~ｂ　発電量調整受電電力量を制限した場合~~ ~~H'＝ H ×　A－B / A~~ ~~H'＝ 修正時間~~ ~~H ＝ 制限時間~~ ~~A ＝ 制限指定時間中の当該受電地点の基準となる電力量~~ ~~B ＝ 制限時間中の当該受電地点の発電量調整受電電力量~~ ~~ｃ　発電量調整受電電力および発電量調整受電電力量を同時に制限した時間については，ａによる修正時間またはｂによる修正時間のいずれか大きいものによります。~~ ~~(8) (7)による延べ日数または延べ時間数を計算する場合には，電気工作物の保守または増強のための工事の必要上当社が発電者に 3 日前までにお知らせして行なう制限または中止は，1 月につき 1 日を限って計算に入れません。~~ (~~9~~) 当社は，(2)または(3)によって，需要者の電気の使用を制限し，または中止した場合，これにともなう料金の減額は行ないません。 (~~10~~) 予備送電サービスの使用を制限し，または中止した場合，これにともなう料金の減額は行ないません。 (~~11~~) 当社は，(2)イの場合で，発電量調整供給に係る発電設備等に対してＮ－1 電制を実施したときは，これにより生じた小売電気事業，特定送配電事業または自己等への電気の供給の用に供する電気の不足電力量（以下「Ｎ－1 電制時調達不足電力量」といいます。）の調達に要した費用の実費相当額に，Ｎ－1 電制が実施された発電設備等を再度起動するために要した燃料費等の費用の実費を加えた金額から，Ｎ－1 電制が実施されなかったとしたときにその発電設備等がＮ－1 電制時調達不足電力量を発電または放電するのに要したであろう費用に相当する金額を差し引いた金額について，電力広域的運営推進機関が認める範囲においてＮ－1 電制オペレーション費用として発電契約者にお支払いいたします。	(7) 当社は，(2)または(3)によって，発電者の発電もしくは放電または需要者の電気の使用を制限し，または中止した場合，これにともなう料金の減額は行ないません。 (8) 予備送電サービスの使用を制限し，または中止した場合，これにともなう料金の減額は行ないません。 (9) 当社は，(2)イの場合で，発電量調整供給に係る発電設備等に対してＮ－1 電制を実施したときは，これにより生じた小売電気事業，特定送配電事業または自己等への電気の供給の用に供する電気の不足電力量（以下「Ｎ－1 電制時調達不足電力量」といいます。）の調達に要した費用の実費相当額に，Ｎ－1 電制が実施された発電設備等を再度起動するために要した燃料費等の費用の実費を加えた金額から，Ｎ－1 電制が実施されなかったとしたときにその発電設備等がＮ－1 電制時調達不足電力量を発電または放電するのに要したであろう費用に相当する金額を差し引いた金額について，電力広域的運営推進機関が認める範囲においてＮ－1 電制オペレーション費用として発電契約者にお支払いいたします。
40　適正契約の保持等 (1) 当社は，契約者，発電契約者，発電者または需要抑制契約者との接続供給契約，振替供給契約，発電量調整供給契約，系統連系受電契約または需要抑制量調整供給契約が使用状態，発電・放電状態または需要抑制状態に比べて不適当と認められる場合には，その契約をすみやかに適正なものに変更していただきます。 (2) 当社は，発電量調整受電電力が契約受電電力または同時最大受電電力をこえる場合には，その契約受電電力または同時最大受電電力をすみやかに適正なものに変更していただきます。 (3) 当社は，31（電力および電力量の算定）(22)もしくは(23)によって算定された値が著しく大きい場合，31（電力および電力量の算定）(20)イもしくは(21)イによっ	**40　適正契約の保持等** (1) 当社は，契約者，発電契約者，発電者または需要抑制契約者との接続供給契約，振替供給契約，発電量調整供給契約，系統連系受電契約または需要抑制量調整供給契約が使用状態，発電・放電状態または需要抑制状態に比べて不適当と認められる場合には，その契約をすみやかに適正なものに変更していただきます。 (2) 当社は，発電量調整受電電力が契約受電電力または同時最大受電電力をこえる場合には，その契約受電電力または同時最大受電電力をすみやかに適正なものに変更していただきます。 (3) 当社は，31（電力および電力量の算定）(22)もしくは(23)によって算定された値が著しく大きい場合，31（電力および電力量の算定）(20)イもしくは(21)イによっ

託送供給等約款　新旧比較表

託送供給等約款　2024年10月1日実施	託送供給等約款　2025年4月1日実施
て算定された値が著しく大きい場合，31（電力および電力量の算定）(20)ロもしくは(21)ロによって算定された値が著しく大きい場合（いずれの場合も，給電指令時補給電力量として算定された値を除きます。），31（電力および電力量の算定）(24)もしくは(25)によって算定された値が著しく大きい場合または31（電力および電力量の算定）(17)のベースラインもしくは分割接続供給における通告電力量が著しく不適当と認められる場合等，契約者との接続供給契約に比べて使用状態が不適当と認められる場合，発電契約者との発電量調整供給契約に比べて発電・放電状態が不適当と認められる場合または需要抑制契約者との需要抑制量調整供給契約に比べて需要抑制状態が不適当と認められる場合には，使用状態，発電・放電状態または需要抑制状態をすみやかに適正なものに修正していただきます。	て算定された値が著しく大きい場合，31（電力および電力量の算定）(20)ロもしくは(21)ロによって算定された値が著しく大きい場合（いずれの場合も，給電指令時補給電力量として算定された値を除きます。），31（電力および電力量の算定）(24)もしくは(25)によって算定された値が著しく大きい場合または31（電力および電力量の算定）(17)のベースラインもしくは分割接続供給における通告電力量が著しく不適当と認められる場合等，契約者との接続供給契約に比べて使用状態が不適当と認められる場合，発電契約者との発電量調整供給契約に比べて発電・放電状態が不適当と認められる場合または需要抑制契約者との需要抑制量調整供給契約に比べて需要抑制状態が不適当と認められる場合には，使用状態，発電・放電状態または需要抑制状態をすみやかに適正なものに修正していただきます。
41　契約超過金 (1) 契約者が接続送電サービス契約電力，臨時接続送電サービス契約電力または予備送電サービス契約電力をこえて電気を使用された場合には，当社の責めとなる理由による場合を除き，当社は，契約超過電力に接続送電サービスもしくは臨時接続送電サービスの該当基本料金率または予備送電サービスの該当料金率を乗じてえた金額をその１月の力率により割引または割増ししたもの（ただし，予備送電サービス契約電力をこえて電気を使用された場合は，力率による割引または割増しをいたしません。）の1.5倍に相当する金額を，契約超過金として契約者から申し受けます。 なお，この場合，契約超過電力とは，その１月の最大需要電力等から接続送電サービス契約電力，臨時接続送電サービス契約電力または予備送電サービス契約電力を差し引いた値といたします。 また，当社が分割接続供給を行なう供給地点において，いずれかの契約者が接続送電サービス契約電力，臨時接続送電サービス契約電力または予備送電サービス契約電力をこえて当社のサービスを利用された場合は，それぞれの契約者に係る接続送電サービス，臨時接続送電サービスまたは予備送電サービスにおける契約超過金とあわせて，33（料金の算定）(11)，(12)または(13)にもとづき料金の調整を行なうために，1供給地点につき，1接続送電サービス，1臨時接続送電サービスまたは1予備送電サービスを適用したときの契約超過金を算定し，それぞれの契約者に係る接続送電サービス，臨時接続送電サービスまたは予備送電サービスにおける契約超過金の合計と，1供給地点につき，1接続送電サービス，1臨時接続送電サービスまたは1予備送電サービスを適用した場合における契約超過金との間に差が生ずるときは，33（料金の算定）(11)，(12)または(13)に準じて契約超過金の調整を~~実施いたします。~~ (2) 発電者が同時最大受電電力をこえて発電または放電された場合には，当社の責めとなる理由による場合を除き，当社は，契約超過受電電力に系統連系受電サービスの基本料金率を乗じてえた金額の1.5倍に相当する金額を，契約超過金として発電者から申し受けます。 なお，この場合，契約超過受電電力は，次によって受電地点ごとに，発電バランシンググループごとに定めます。 イ　発電場所が1発電バランシンググループに属している場合 (ｲ) 同時最大受電電力が発電設備等に係る供給地点の接続送電サービス契約電力（発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は，1接続送電サービスを適用したときのその１月の接続送電サービス契約電力といたします。）を上回る場合または発電設備等に係る供給地点において電灯定額接続送電サービスが適用されている場合	**41　契約超過金** (1) 契約者が接続送電サービス契約電力，臨時接続送電サービス契約電力または予備送電サービス契約電力をこえて電気を使用された場合には，当社の責めとなる理由による場合を除き，当社は，契約超過電力に接続送電サービスもしくは臨時接続送電サービスの該当基本料金率または予備送電サービスの該当料金率を乗じてえた金額をその１月の力率により割引または割増ししたもの（ただし，予備送電サービス契約電力をこえて電気を使用された場合は，力率による割引または割増しをいたしません。）の1.5倍に相当する金額を，契約超過金として契約者から申し受けます。 なお，この場合，契約超過電力とは，その１月の最大需要電力等から接続送電サービス契約電力，臨時接続送電サービス契約電力または予備送電サービス契約電力を差し引いた値といたします。 また，当社が分割接続供給を行なう供給地点において，いずれかの契約者が接続送電サービス契約電力，臨時接続送電サービス契約電力または予備送電サービス契約電力をこえて当社のサービスを利用された場合は，それぞれの契約者に係る接続送電サービス，臨時接続送電サービスまたは予備送電サービスにおける契約超過金とあわせて，33（料金の算定）(11)，(12)または(13)にもとづき料金の調整を行なうために，1供給地点につき，1接続送電サービス，1臨時接続送電サービスまたは1予備送電サービスを適用したときの契約超過金を算定し，それぞれの契約者に係る接続送電サービス，臨時接続送電サービスまたは予備送電サービスにおける契約超過金の合計と，1供給地点につき，1接続送電サービス，1臨時接続送電サービスまたは1予備送電サービスを適用した場合における契約超過金との間に差が生ずるときは，33（料金の算定）(11)，(12)または(13)に準じて契約超過金の調整を行ないます。 (2) 発電者が同時最大受電電力をこえて発電または放電された場合には，当社の責めとなる理由による場合を除き，当社は，契約超過受電電力に系統連系受電サービスの基本料金率を乗じてえた金額の1.5倍に相当する金額を，契約超過金として発電者から申し受けます。 なお，この場合，契約超過受電電力は，次によって受電地点ごとに，発電バランシンググループごとに定めます。 イ　発電場所が1発電バランシンググループに属している場合 (ｲ) 同時最大受電電力が発電設備等に係る供給地点の接続送電サービス契約電力（発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は，1接続送電サービスを適用したときのその１月の接続送電サービス契約電力といたします。）を上回る場合または発電設備等に係る供給地点において電灯定額接続送電サービスが適用されている場合

託送供給等約款　新旧比較表

託送供給等約款　2024年10月1日実施	託送供給等約款　2025年4月1日実施
その1月の最大連系電力等から同時最大受電電力を差し引いた値といたします。	その1月の最大連系電力等から同時最大受電電力を差し引いた値といたします。
(ﾛ) 同時最大受電電力が発電設備等に係る供給地点の接続送電サービス契約電力（発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は，1接続送電サービスを適用したときのその1月の接続送電サービス契約電力といたします。）を下回る場合	(ﾛ) 同時最大受電電力が発電設備等に係る供給地点の接続送電サービス契約電力（発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は，1接続送電サービスを適用したときのその1月の接続送電サービス契約電力といたします。）を下回る場合
その1月の最大連系電力等から発電設備等に係る供給地点の接続送電サービス契約電力（発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は，1接続送電サービスを適用したときのその1月の接続送電サービス契約電力といたします。）を差し引いた値といたします。ただし，差し引いた値が零を下回る場合は，契約超過金を申し受けません。	その1月の最大連系電力等から発電設備等に係る供給地点の接続送電サービス契約電力（発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は，1接続送電サービスを適用したときのその1月の接続送電サービス契約電力といたします。）を差し引いた値といたします。ただし，差し引いた値が零を下回る場合は，契約超過金を申し受けません。
ロ　発電場所が複数の発電バランシンググループに属している場合	ロ　発電場所が複数の発電バランシンググループに属している場合
(ｲ) 同時最大受電電力が発電設備等に係る供給地点の接続送電サービス契約電力（発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は，1接続送電サービスを適用したときのその1月の接続送電サービス契約電力といたします。）を上回る場合または発電設備等に係る供給地点において電灯定額接続送電サービスが適用されている場合	(ｲ) 同時最大受電電力が発電設備等に係る供給地点の接続送電サービス契約電力（発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は，1接続送電サービスを適用したときのその1月の接続送電サービス契約電力といたします。）を上回る場合または発電設備等に係る供給地点において電灯定額接続送電サービスが適用されている場合
発電バランシンググループごとの契約超過受電電力は，その1月の最大連系電力等を契約受電電力の比であん分してえた値から同時最大受電電力を契約受電電力の比であん分してえた値を差し引いた値といたします。	発電バランシンググループごとの契約超過受電電力は，その1月の最大連系電力等を契約受電電力の比であん分してえた値から同時最大受電電力を契約受電電力の比であん分してえた値を差し引いた値といたします。
(ﾛ) 同時最大受電電力が発電設備等に係る供給地点の接続送電サービス契約電力（発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は，1接続送電サービスを適用したときのその1月の接続送電サービス契約電力といたします。）を下回る場合	(ﾛ) 同時最大受電電力が発電設備等に係る供給地点の接続送電サービス契約電力（発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は，1接続送電サービスを適用したときのその1月の接続送電サービス契約電力といたします。）を下回る場合
発電バランシンググループごとの契約超過受電電力は，その1月の最大連系電力等を契約受電電力の比であん分してえた値から発電設備等に係る供給地点のその1月の接続送電サービス契約電力（発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は，1接続送電サービスを適用したときのその1月の接続送電サービス契約電力といたします。）を契約受電電力の比であん分してえた値を差し引いた値といたします。ただし，差し引いた値が零を下回る場合は，契約超過金を申し受けません。	発電バランシンググループごとの契約超過受電電力は，その1月の最大連系電力等を契約受電電力の比であん分してえた値から発電設備等に係る供給地点のその1月の接続送電サービス契約電力（発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は，1接続送電サービスを適用したときのその1月の接続送電サービス契約電力といたします。）を契約受電電力の比であん分してえた値を差し引いた値といたします。ただし，差し引いた値が零を下回る場合は，契約超過金を申し受けません。
ハ　イおよびロにおいて，契約超過受電電力の算定上，次のものについても接続送電サービス契約電力1キロワットとみなします。	ハ　イおよびロにおいて，契約超過受電電力の算定上，次のものについても接続送電サービス契約電力1キロワットとみなします。
(ｲ) 臨時接続送電サービス契約電力（発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は，1臨時接続送電サービスを適用したときの臨時接続送電サービス契約電力といたします。）1キロワット	(ｲ) 臨時接続送電サービス契約電力（発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は，1臨時接続送電サービスを適用したときの臨時接続送電サービス契約電力といたします。）1キロワット
(ﾛ) 接続送電サービス契約電流または臨時接続送電サービス契約電流 10 アンペア	(ﾛ) 接続送電サービス契約電流または臨時接続送電サービス契約電流 10 アンペア
ただし，接続送電サービス契約電流が5アンペアの場合は，0.5キロワットとみなし，15アンペアの場合は，1.5キロワットとみなします。	ただし，接続送電サービス契約電流が5アンペアの場合は，0.5キロワットとみなし，15アンペアの場合は，1.5キロワットとみなします。
(ﾊ) 接続送電サービス契約容量または臨時接続送電サービス契約容量1キロボルトアンペア	(ﾊ) 接続送電サービス契約容量または臨時接続送電サービス契約容量1キロボルトアンペア
(ﾆ) 電灯臨時定額接続送電サービスにおける契約負荷設備の総容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，各契約負荷設備ごとに別表4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）1キロボルトアンペア	(ﾆ) 電灯臨時定額接続送電サービスにおける契約負荷設備の総容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，各契約負荷設備ごとに別表4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）1キロボルトアンペア
ただし，電灯臨時定額接続送電サービスにおける契約負荷設備の総容量の端	ただし，電灯臨時定額接続送電サービスにおける契約負荷設備の総容量の端

託送供給等約款　新旧比較表

託送供給等約款　2024 年 10 月 1 日実施	託送供給等約款　2025 年 4 月 1 日実施
数は，小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。 (ホ) 附則 4（揚水発電設備等が設置された需要場所に接続供給を行なう場合の特別措置）の適用を受けている場合の接続供給課金対象電力（揚水発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は，1 接続送電サービスまたは 1 臨時接続送電サービスを適用したときの接続供給課金対象電力といたします。）1 キロワット (3) 契約超過金の支払期日および支払方法については，次のとおりといたします。 イ　契約者の場合 契約電力をこえて電気を使用された月の検針日が供給側料金算定日となる日程等別料金（該当する日程等別料金がない場合は，供給側料金算定日が直後の日程等別料金といたします。）の支払期日までに，原則として，その日程等別料金とあわせて支払っていただきます。 ロ　発電者の場合 同時最大受電電力をこえて発電または放電された月の検針日が受電側料金算定日となる系統連系受電サービス料金（該当する系統連系受電サービス料金がない場合は，受電側料金算定日が直後の系統連系受電サービス料金といたします。）の支払期日までに，原則として，その系統連系受電サービス料金とあわせて支払っていただきます。	数は，小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。 (ホ) 附則 4（揚水発電設備等が設置された需要場所に接続供給を行なう場合の特別措置）の適用を受けている場合の接続供給課金対象電力（揚水発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は，1 接続送電サービスまたは 1 臨時接続送電サービスを適用したときの接続供給課金対象電力といたします。）1 キロワット (3) 契約超過金の支払期日および支払方法については，次のとおりといたします。 イ　契約者の場合 契約電力をこえて電気を使用された月の検針日が供給側料金算定日となる日程等別料金（該当する日程等別料金がない場合は，供給側料金算定日が直後の日程等別料金といたします。）の支払期日までに，原則として，その日程等別料金とあわせて支払っていただきます。 ロ　発電者の場合 同時最大受電電力をこえて発電または放電された月の検針日が受電側料金算定日となる系統連系受電サービス料金（該当する系統連系受電サービス料金がない場合は，受電側料金算定日が直後の系統連系受電サービス料金といたします。）の支払期日までに，原則として，その系統連系受電サービス料金とあわせて支払っていただきます。
42　力率の保持 (1) 低圧で供給する場合 イ　接続供給における供給地点ごとの力率は，原則として，電灯定額接続送電サービス，電灯標準接続送電サービス，電灯時間帯別接続送電サービス，電灯従量接続送電サービス，電灯臨時定額接続送電サービスまたは電灯臨時接続送電サービスの適用を受ける供給地点については 90 パーセント以上，その他の供給地点については 85 パーセント以上に保持していただきます。 ロ　進相用コンデンサを取り付ける場合は，それぞれの電気機器ごとに取り付けていただきます。ただし，やむをえない事情によって，2 以上の電気機器に対して一括して取り付ける場合は，進相用コンデンサの開放により，軽負荷時の力率が進み力率とならないようにしていただきます。 なお，進相用コンデンサは，別表 13（進相用コンデンサ取付容量基準）を基準として取り付けていただきます。 (2) 高圧または特別高圧で供給する場合 イ　接続供給における供給地点ごとの力率は，原則として 85 パーセント以上に保持していただきます。 なお，軽負荷時には進み力率とならないようにしていただきます。 ロ　当社は，技術上必要がある場合には，進相用コンデンサの開閉をお願いすることおよび接続する進相用コンデンサ容量を協議させていただくことがあります。 なお，この場合の当該供給地点の 1 月の力率は，必要に応じて契約者と当社との協議（分割接続供給の場合は，双方の契約者と当社との協議といたします。）によって定めます。	**42　力率の保持** (1) 低圧で供給する場合 イ　接続供給における供給地点ごとの力率は，原則として，電灯定額接続送電サービス，電灯標準接続送電サービス，電灯時間帯別接続送電サービス，電灯従量接続送電サービス，電灯臨時定額接続送電サービスまたは電灯臨時接続送電サービスの適用を受ける供給地点については 90 パーセント以上，その他の供給地点については 85 パーセント以上に保持していただきます。 ロ　進相用コンデンサを取り付ける場合は，それぞれの電気機器ごとに取り付けていただきます。ただし，やむをえない事情によって，2 以上の電気機器に対して一括して取り付ける場合は，進相用コンデンサの開放により，軽負荷時の力率が進み力率とならないようにしていただきます。 なお，進相用コンデンサは，別表 13（進相用コンデンサ取付容量基準）を基準として取り付けていただきます。 (2) 高圧または特別高圧で供給する場合 イ　接続供給における供給地点ごとの力率は，原則として 85 パーセント以上に保持していただきます。 なお，軽負荷時には進み力率とならないようにしていただきます。 ロ　当社は，技術上必要がある場合には，進相用コンデンサの開閉をお願いすることおよび接続する進相用コンデンサ容量を協議させていただくことがあります。 なお，この場合の当該供給地点の 1 月の力率は，必要に応じて契約者と当社との協議（分割接続供給の場合は，双方の契約者と当社との協議といたします。）によって定めます。
43　発電場所および需要場所への立入りによる業務の実施 当社は，次の業務を実施するため，発電者の承諾をえて発電者の土地もしくは建物に，または需要者の承諾をえて需要者の土地もしくは建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合（託送供給または発電量調整供給の終了後の立入りとなる場合を含みます。）には，正当な理由がない限り，立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。	**43　発電場所および需要場所への立入りによる業務の実施** 当社は，次の業務を実施するため，発電者の承諾をえて発電者の土地もしくは建物に，または需要者の承諾をえて需要者の土地もしくは建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合（託送供給または発電量調整供給の終了後の立入りとなる場合を含みます。）には，正当な理由がない限り，立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。

託送供給等約款　新旧比較表

託送供給等約款　2024年10月1日実施	託送供給等約款　2025年4月1日実施
なお，発電者または需要者の求めに応じ，係員は，所定の証明書を提示いたします。 (1) 受電地点に至るまでの当社の供給設備および供給地点に至るまでの当社の供給設備または計量器等発電場所内および需要場所内の当社の電気工作物の設計，施工（取付けおよび取外しを含みます。），改修または検査 (2) 76（保安等に対する発電者および需要者の協力）によって必要な発電者または需要者の電気工作物の検査等の業務 (3) 不正な電気の使用の防止等に必要な，発電者もしくは需要者の電気機器の試験，契約負荷設備，契約主開閉器もしくはその他電気工作物の確認もしくは検査または発電者もしくは需要者の電気の使用用途の確認 (4) 計量器の検針または計量値の確認 (5) 45（託送供給等の停止），53（契約の廃止）または55（解約等）により必要な処置 (6) その他この約款によって，接続供給契約，振替供給契約，発電量調整供給契約および系統連系受電契約の成立，変更もしくは終了等に必要な業務または当社の電気工作物に係る保安の確認に必要な業務	なお，発電者または需要者の求めに応じ，係員は，所定の証明書を提示いたします。 (1) 受電地点に至るまでの当社の供給設備および供給地点に至るまでの当社の供給設備または計量器等発電場所内および需要場所内の当社の電気工作物の設計，施工（取付けおよび取外しを含みます。），改修または検査 (2) 76（保安等に対する発電者および需要者の協力）によって必要な発電者または需要者の電気工作物の検査等の業務 (3) 不正な電気の使用の防止等に必要な，発電者もしくは需要者の電気機器の試験，契約負荷設備，契約主開閉器もしくはその他電気工作物の確認もしくは検査または発電者もしくは需要者の電気の使用用途の確認 (4) 計量器の検針または計量値の確認 (5) 45（託送供給等の停止），53（契約の廃止）または55（解約等）により必要な処置 (6) その他この約款によって，接続供給契約，振替供給契約，発電量調整供給契約および系統連系受電契約の成立，変更もしくは終了等に必要な業務または当社の電気工作物に係る保安の確認に必要な業務
44　託送供給等にともなう協力 (1) 発電者または需要者が次の原因等により他者の電気の使用を妨害し，もしくは妨害するおそれがある場合，または当社もしくは他の電気事業者の電気工作物に支障を及ぼし，もしくは支障を及ぼすおそれがある場合（この場合の判定は，その原因となる現象が最も著しいと認められる地点で行ないます。）には，託送供給契約については契約者の，発電量調整供給契約については発電契約者の負担で，必要な調整装置または保護装置を発電場所または需要場所に施設していただくとともに，とくに必要がある場合には，託送供給契約については契約者の，発電量調整供給契約については発電契約者の負担で，当社が供給設備を変更し，または専用供給設備を施設いたします。 イ　負荷等の特性によって各相間の負荷が著しく平衡を欠く場合 ロ　負荷等の特性によって電圧または周波数が著しく変動する場合 ハ　負荷等の特性によって波形に著しいひずみを生ずる場合 ニ　著しい高周波または高調波を発生する場合 ホ　その他イ，ロ，ハまたはニに準ずる場合 (2) 発電者または需要者が発電設備等を当社の供給設備に電気的に接続して使用される場合は，(1)に準じて取り扱います。 なお，この場合の料金その他の連系条件は，別に定める発電設備系統連系サービス要綱によります。	**44　託送供給等にともなう協力** (1) 発電者または需要者が次の原因等により他者の電気の使用を妨害し，もしくは妨害するおそれがある場合，または当社もしくは他の電気事業者の電気工作物に支障を及ぼし，もしくは支障を及ぼすおそれがある場合（この場合の判定は，その原因となる現象が最も著しいと認められる地点で行ないます。）には，託送供給契約については契約者の，発電量調整供給契約については発電契約者の負担で，必要な調整装置または保護装置を発電場所または需要場所に施設していただくとともに，とくに必要がある場合には，託送供給契約については契約者の，発電量調整供給契約については発電契約者の負担で，当社が供給設備を変更し，または専用供給設備を施設いたします。 イ　負荷等の特性によって各相間の負荷が著しく平衡を欠く場合 ロ　負荷等の特性によって電圧または周波数が著しく変動する場合 ハ　負荷等の特性によって波形に著しいひずみを生ずる場合 ニ　著しい高周波または高調波を発生する場合 ホ　その他イ，ロ，ハまたはニに準ずる場合 (2) 発電者または需要者が発電設備等を当社の供給設備に電気的に接続して使用される場合は，(1)に準じて取り扱います。 なお，この場合の料金その他の連系条件は，別に定める発電設備系統連系サービス実施要綱によります。
45　託送供給等の停止 (1) 契約者，発電契約者，発電者または需要者が次のいずれかに該当する場合には，当社は，当該託送供給または発電量調整供給を停止することがあります。 イ　契約者，発電契約者，発電者または需要者の責めとなる理由により生じた保安上の危険のため緊急を要する場合 ロ　発電場所内または需要場所内の当社の電気工作物を故意に損傷し，または亡失して，当社に重大な損害を与えた場合 ハ　62（引込線の接続）に反して，当社の供給設備と発電者の電気設備または需要者の電気設備との接続を行なった場合 (2) 契約者，発電契約者，発電者または需要者が次のいずれかに該当し，当社が契約者，発電契約者または発電者にその旨を警告しても改めない場合には，当社は，当該託送供給または発電量調整供給を停止することがあります。	**45　託送供給等の停止** (1) 契約者，発電契約者，発電者または需要者が次のいずれかに該当する場合には，当社は，当該託送供給または発電量調整供給を停止することがあります。 イ　契約者，発電契約者，発電者または需要者の責めとなる理由により生じた保安上の危険のため緊急を要する場合 ロ　発電場所内または需要場所内の当社の電気工作物を故意に損傷し，または亡失して，当社に重大な損害を与えた場合 ハ　62（引込線の接続）に反して，当社の供給設備と発電者の電気設備または需要者の電気設備との接続を行なった場合 (2) 契約者，発電契約者，発電者または需要者が次のいずれかに該当し，当社が契約者，発電契約者または発電者にその旨を警告しても改めない場合には，当社は，当該託送供給または発電量調整供給を停止することがあります。

託送供給等約款　新旧比較表

託送供給等約款　2024年10月1日実施	託送供給等約款　2025年4月1日実施
イ　契約者，発電契約者，発電者または需要者の責めとなる理由により保安上の危険がある場合 ロ　電気工作物の改変等によって不正に当社の電線路を使用，電気を使用または発電もしくは放電された場合 ハ　契約負荷設備以外の負荷設備によって電気を使用された場合 ニ　動力標準接続送電サービス，動力時間帯別接続送電サービス，動力従量接続送電サービス，動力臨時定額接続送電サービスまたは動力臨時接続送電サービスの場合で，変圧器，発電設備等その他を介して，電灯または小型機器を使用されたとき。 ホ　43（発電場所および需要場所への立入りによる業務の実施）に反して，当社の係員の立入りによる業務の実施を正当な理由なく拒否された場合 ヘ　44（託送供給等にともなう協力）によって必要となる措置を講じられない場合	イ　契約者，発電契約者，発電者または需要者の責めとなる理由により保安上の危険がある場合 ロ　電気工作物の改変等によって不正に当社の電線路を使用，電気を使用または発電もしくは放電された場合 ハ　契約負荷設備以外の負荷設備によって電気を使用された場合 ニ　動力標準接続送電サービス，動力時間帯別接続送電サービス，動力従量接続送電サービス，動力臨時定額接続送電サービスまたは動力臨時接続送電サービスの場合で，変圧器，発電設備等その他を介して，電灯または小型機器を使用されたとき。 ホ　43（発電場所および需要場所への立入りによる業務の実施）に反して，当社の係員の立入りによる業務の実施を正当な理由なく拒否された場合 ヘ　44（託送供給等にともなう協力）によって必要となる措置を講じられない場合
(3) 契約者，発電契約者または発電者が次のいずれかに該当し，当社が契約者，発電契約者または発電者にその改善を求めた場合で，40（適正契約の保持等）に定める適正契約への変更および適正な使用状態または発電・放電状態への修正に応じていただけないときには，当社は，当該託送供給または発電量調整供給を停止することがあります。 イ　接続送電サービス契約電力をこえて接続送電サービスを使用される場合 ロ　臨時接続送電サービス契約電力をこえて臨時接続送電サービスを使用される場合 ハ　予備送電サービス契約電力をこえて予備送電サービスを使用される場合 ニ　発電量調整受電電力が契約受電電力または同時最大受電電力をこえる場合 ホ　接続供給電力が接続送電サービス契約電力を継続して下回る場合（19〔接続送電サービス〕(3)イ(ニ)に定める電灯従量接続送電サービス，19〔接続送電サービス〕(3)イ(ト)に定める動力従量接続送電サービス，19〔接続送電サービス〕(3)ロ(ハ)に定める高圧従量接続送電サービスまたは19〔接続送電サービス〕(3)ハ(ハ)に定める特別高圧従量接続送電サービスの適用を受ける場合に限ります。）	(3) 契約者，発電契約者または発電者が次のいずれかに該当し，当社が契約者，発電契約者または発電者にその改善を求めた場合で，40（適正契約の保持等）に定める適正契約への変更および適正な使用状態または発電・放電状態への修正に応じていただけないときには，当社は，当該託送供給または発電量調整供給を停止することがあります。 イ　接続送電サービス契約電力をこえて接続送電サービスを使用される場合 ロ　臨時接続送電サービス契約電力をこえて臨時接続送電サービスを使用される場合 ハ　予備送電サービス契約電力をこえて予備送電サービスを使用される場合 ニ　発電量調整受電電力が契約受電電力または同時最大受電電力をこえる場合 ホ　接続供給電力が接続送電サービス契約電力を継続して下回る場合（19〔接続送電サービス〕(3)イ(ニ)に定める電灯従量接続送電サービス，19〔接続送電サービス〕(3)イ(ト)に定める動力従量接続送電サービス，19〔接続送電サービス〕(3)ロ(ハ)に定める高圧従量接続送電サービスまたは19〔接続送電サービス〕(3)ハ(ハ)に定める特別高圧従量接続送電サービスの適用を受ける場合に限ります。）
(4) 発電者または需要者がその他この約款に反した場合には，当社は，当該託送供給または発電量調整供給を停止することがあります。 (1)から(4)によって当該託送供給または発電量調整供給を停止する場合には，当社は，当社の供給設備または発電者もしくは需要者の電気設備において，託送供給または発電量調整供給の停止のための適当な処置を行ないます。 なお，この場合には，必要に応じて発電者および需要者に協力をしていただきます。 また，停止のための適当な処置を行なう場合には，その旨を文書等により発電者または需要者にお知らせすることがあります。	(4) 発電者または需要者がその他この約款に反した場合には，当社は，当該託送供給または発電量調整供給を停止することがあります。 (5) (1)から(4)によって当該託送供給または発電量調整供給を停止する場合には，当社は，当社の供給設備または発電者もしくは需要者の電気設備において，託送供給または発電量調整供給の停止のための適当な処置を行ないます。 なお，この場合には，必要に応じて発電者および需要者に協力をしていただきます。 また，停止のための適当な処置を行なう場合には，その旨を文書等により発電者または需要者にお知らせすることがあります。
46　託送供給等の停止の解除 45（託送供給等の停止）によって託送供給または発電量調整供給を停止した場合で，契約者，発電契約者，発電者または需要者がその理由となった事実を解消したときには，当社は，すみやかに当該託送供給または発電量調整供給を再開いたします。	**46　託送供給等の停止の解除** 45（託送供給等の停止）によって託送供給または発電量調整供給を停止した場合で，契約者，発電契約者，発電者または需要者がその理由となった事実を解消したときには，当社は，すみやかに当該託送供給または発電量調整供給を再開いたします。
47　託送供給等の停止期間中の料金 45（託送供給等の停止）によって接続供給または発電量調整供給を停止した場合には，その停止期間中については，まったく電気を使用しない場合またはまったく発電もしくは放電しない場合の月額料金を33（料金の算定）により日割計算をして，料金を算定いたします。	**47　託送供給等の停止期間中の料金** 45（託送供給等の停止）によって接続供給または発電量調整供給を停止した場合には，その停止期間中については，まったく電気を使用しない場合またはまったく発電もしくは放電しない場合の月額料金を33（料金の算定）により日割計算をして，料金を算定いたします。
48　違　約　金	**48　違　約　金**

託送供給等約款　新旧比較表

託送供給等約款　2024年10月1日実施	託送供給等約款　2025年4月1日実施
(1) 契約者，発電契約者，発電者または需要者が次のいずれかに該当し，そのために料金の全部または一部の支払いを免れた場合には，当社は，その免れた金額の3倍に相当する金額を，違約金として接続供給契約については契約者から，発電量調整供給契約については発電契約者から，系統連系受電契約については発電者から申し受けます。 イ　1（適用）に定める用途以外の用途に電気を使用された場合 ロ　45（託送供給等の停止）(2)ロ，ハまたはニの場合 (2) (1)の免れた金額は，この約款に定められた供給条件にもとづいて算定された金額と，不正な使用方法または発電・放電方法にもとづいて算定された金額との差額といたします。 (3) 不正に使用した期間または不正に発電もしくは放電した期間が確認できない場合は，6月以内で当社が決定した期間といたします。	(1) 契約者，発電契約者，発電者または需要者が次のいずれかに該当し，そのために料金の全部または一部の支払いを免れた場合には，当社は，その免れた金額の3倍に相当する金額を，違約金として接続供給契約については契約者から，発電量調整供給契約については発電契約者から，系統連系受電契約については発電者から申し受けます。 イ　1（適用）に定める用途以外の用途に電気を使用された場合 ロ　45（託送供給等の停止）(2)ロ，ハまたはニの場合 (2) (1)の免れた金額は，この約款に定められた供給条件にもとづいて算定された金額と，不正な使用方法または発電・放電方法にもとづいて算定された金額との差額といたします。 (3) 不正に使用した期間または不正に発電もしくは放電した期間が確認できない場合は，6月以内で当社が決定した期間といたします。
49　損害賠償の免責 (1) 11（託送供給等の開始）(2)によって託送供給または電力量調整供給の開始日を変更した場合，39（給電指令の実施等）によって発電者の発電もしくは放電または需要者の電気の使用を制限し，もしくは中止した場合，または発電者の発電設備等に連系する当社の供給設備の事故により発電者の発電もしくは放電を制限し，または中止した場合で，それが当社の責めとならない理由によるものであるときには，当社は，契約者，発電契約者，需要抑制契約者，発電者または需要者の受けた損害について賠償の責めを負いません。 (2) 45（託送供給等の停止）によって託送供給もしくは発電量調整供給を停止した場合または55（解約等）によって接続供給契約，振替供給契約，発電量調整供給契約，系統連系受電契約もしくは需要抑制量調整供給契約を解約した場合には，当社は，契約者，発電契約者，需要抑制契約者，発電者または需要者の受けた損害について賠償の責めを負いません。 (3) 45（託送供給等の停止）によって停止のための適当な処置を行なう旨を文書等により発電者もしくは需要者にお知らせした場合または55（解約等）によって契約者もしくは発電契約者が55（解約等）(1)ロに該当する旨を文書等により発電者もしくは需要者にお知らせした場合には，当社は，契約者，発電契約者，需要抑制契約者，発電者または需要者の受けた損害について賠償の責めを負いません。 (4) 当社に故意または過失がある場合を除き，当社は，契約者，発電契約者，需要抑制契約者，発電者または需要者が漏電その他の事故により受けた損害について賠償の責めを負いません。	**49　損害賠償の免責** (1) 11（託送供給等の開始）(2)によって託送供給または電力量調整供給の開始日を変更した場合，39（給電指令の実施等）によって発電者の発電もしくは放電または需要者の電気の使用を制限し，もしくは中止した場合，または発電者の発電設備等に連系する当社の供給設備の事故により発電者の発電もしくは放電を制限し，または中止した場合で，それが当社の責めとならない理由によるものであるときには，当社は，契約者，発電契約者，需要抑制契約者，発電者または需要者の受けた損害について賠償の責めを負いません。 (2) 45（託送供給等の停止）によって託送供給もしくは発電量調整供給を停止した場合または55（解約等）によって接続供給契約，振替供給契約，発電量調整供給契約，系統連系受電契約もしくは需要抑制量調整供給契約を解約した場合には，当社は，契約者，発電契約者，需要抑制契約者，発電者または需要者の受けた損害について賠償の責めを負いません。 (3) 45（託送供給等の停止）によって停止のための適当な処置を行なう旨を文書等により発電者もしくは需要者にお知らせした場合または55（解約等）によって契約者もしくは発電契約者が55（解約等）(1)ロに該当する旨を文書等により発電者もしくは需要者にお知らせした場合には，当社は，契約者，発電契約者，需要抑制契約者，発電者または需要者の受けた損害について賠償の責めを負いません。 (4) 当社に故意または過失がある場合を除き，当社は，契約者，発電契約者，需要抑制契約者，発電者または需要者が漏電その他の事故により受けた損害について賠償の責めを負いません。
50　設備の賠償 契約者，発電契約者，発電者または需要者が故意または過失によって，発電場所内または需要場所内の当社の電気工作物，電気機器その他の設備を損傷し，または亡失した場合は，その設備について次の金額を託送供給契約については契約者に，発電量調整供給契約については発電契約者に賠償していただきます。 (1) 修理可能の場合 修理費 (2) 亡失または修理不可能の場合 帳簿価額と取替工費との合計額	**50　設備の賠償** 契約者，発電契約者，発電者または需要者が故意または過失によって，発電場所内または需要場所内の当社の電気工作物，電気機器その他の設備を損傷し，または亡失した場合は，その設備について次の金額を託送供給契約については契約者に，発電量調整供給契約については発電契約者に賠償していただきます。 (1) 修理可能の場合 修理費 (2) 亡失または修理不可能の場合 帳簿価額と取替工費との合計額
Ⅵ　契約の変更および終了 **51　契約の変更**	**Ⅵ　契約の変更および終了** **51　契約の変更**

託送供給等約款　新旧比較表

託送供給等約款　2024年10月1日実施	託送供給等約款　2025年4月1日実施
(1) 接続供給契約，振替供給契約，発電量調整供給契約，系統連系受電契約または需要抑制量調整供給契約の内容に変更が生じる場合は，Ⅱ（契約の申込み）に定める新たに接続供給契約，振替供給契約，発電量調整供給契約，系統連系受電契約または需要抑制量調整供給契約を希望される場合に準じて接続供給契約，振替供給契約，発電量調整供給契約，系統連系受電契約または需要抑制量調整供給契約を変更するものとし，すみやかに当社に変更を申し出ていただきます。	(1) 接続供給契約，振替供給契約，発電量調整供給契約，系統連系受電契約または需要抑制量調整供給契約の内容に変更が生じる場合は，Ⅱ（契約の申込み）に定める新たに接続供給契約，振替供給契約，発電量調整供給契約，系統連系受電契約または需要抑制量調整供給契約を希望される場合に準じて接続供給契約，振替供給契約，発電量調整供給契約，系統連系受電契約または需要抑制量調整供給契約を変更するものとし，すみやかに当社に変更を申し出ていただきます。
(2) 契約電力等，契約受電電力または同時最大受電電力の減少を希望される場合の(1)による契約の変更は，次のとおりといたします。 ただし，当社の供給設備を同一条件で継続して利用または反復して利用されることが想定されるにもかかわらず，発電契約者から，発電設備等の検査，補修，休止等の理由により契約受電電力または同時最大受電電力の減少の申出がある場合は，正当な理由がない限り，契約受電電力または同時最大受電電力の減少はできないものといたします。 イ　契約者または発電契約者は，あらかじめ契約電力等，契約受電電力または同時最大受電電力の減少希望日を定めて，当社に申し出ていただきます。この場合，当社は，原則として，契約者または発電契約者が申し出た契約電力等，契約受電電力または同時最大受電電力の減少希望日に契約電力等，契約受電電力または同時最大受電電力を減少させるための適当な処置を行ないます。 ロ　契約電力等，契約受電電力または同時最大受電電力は，次の場合を除き，契約者または発電契約者が当社に申し出た減少希望日に減少いたします。 (ｲ) 当社が契約者または発電契約者からの申出を減少希望日の翌日以降に受けた場合は，申出を受けた日に契約電力等，契約受電電力または同時最大受電電力が減少したものといたします。 (ﾛ) 当社の責めとならない理由（非常変災等の場合を除きます。）により契約電力等，契約受電電力または同時最大受電電力を減少させるための処置ができない場合は，契約電力等，契約受電電力または同時最大受電電力を減少させるための処置が可能となった日に減少するものといたします。	(2) 契約電力等，契約受電電力または同時最大受電電力の減少を希望される場合の(1)による契約の変更は，次のとおりといたします。 ただし，当社の供給設備を同一条件で継続して利用または反復して利用されることが想定されるにもかかわらず，発電契約者から，発電設備等の検査，補修，休止等の理由により契約受電電力または同時最大受電電力の減少の申出がある場合は，正当な理由がない限り，契約受電電力または同時最大受電電力の減少はできないものといたします。 イ　契約者または発電契約者は，あらかじめ契約電力等，契約受電電力または同時最大受電電力の減少希望日を定めて，当社に申し出ていただきます。この場合，当社は，原則として，契約者または発電契約者が申し出た契約電力等，契約受電電力または同時最大受電電力の減少希望日に契約電力等，契約受電電力または同時最大受電電力を減少させるための適当な処置を行ないます。 ロ　契約電力等，契約受電電力または同時最大受電電力は，次の場合を除き，契約者または発電契約者が当社に申し出た減少希望日に減少いたします。 (ｲ) 当社が契約者または発電契約者からの申出を減少希望日の翌日以降に受けた場合は，申出を受けた日に契約電力等，契約受電電力または同時最大受電電力が減少したものといたします。 (ﾛ) 当社の責めとならない理由（非常変災等の場合を除きます。）により契約電力等，契約受電電力または同時最大受電電力を減少させるための処置ができない場合は，契約電力等，契約受電電力または同時最大受電電力を減少させるための処置が可能となった日に減少するものといたします。
(3) 低圧で供給する場合で，需要者が小売電気事業者の変更を希望され，契約者が接続供給契約を変更するときの(1)による接続供給契約の変更は，次のとおりといたします。 イ　需要者への電気の供給を廃止される契約者は，あらかじめ当該需要者に係る供給地点への託送供給の廃止希望日を定めて，当社に申し出ていただきます。ただし，廃止申込みがロの開始申込みより先だって行なわれた場合で，当該需要者への電気の供給を新たに開始される契約者からの当該供給地点への託送供給の開始の申込みが廃止希望日の２暦日前から起算して８営業日前の日の１暦日前（記録型計量器を取り付けている場合は廃止希望日の２暦日前から起算して１営業日前の日の１暦日前といたします。）までに行なわれなかったときには，当社は，当該廃止申込みの承諾を取り消します。 また，廃止日は，当該供給地点への電気の供給を新たに開始される契約者が当社と定めた開始日と同一の日といたします。 ロ　需要者への電気の供給を新たに開始される契約者は，あらかじめ当該需要者に係る供給地点への託送供給の開始希望日を定めて，当社に申し出ていただきます。この場合，当社は，契約者と協議のうえ開始日を定めます。ただし，開始申込みが廃止申込みより先だって行なわれた場合で，当該需要者への電気の供給を廃止される契約者からの当該供給地点への託送供給の廃止の申込みが開始希望日の２暦日前から起算して８営業日前の日の１暦日前（記録型計量器を取り付けている場合は廃止希望日の２暦日前から起算して１営業日前の日の１暦日前とい	(3) 低圧で供給する場合で，需要者が小売電気事業者の変更を希望され，契約者が接続供給契約を変更するときの(1)による接続供給契約の変更は，次のとおりといたします。 イ　需要者への電気の供給を廃止される契約者は，あらかじめ当該需要者に係る供給地点への託送供給の廃止希望日を定めて，当社に申し出ていただきます。ただし，廃止申込みがロの開始申込みより先だって行なわれた場合で，当該需要者への電気の供給を新たに開始される契約者からの当該供給地点への託送供給の開始の申込みが廃止希望日の２暦日前から起算して８営業日前の日の１暦日前（記録型計量器を取り付けている場合は廃止希望日の２暦日前から起算して１営業日前の日の１暦日前といたします。）までに行なわれなかったときには，当社は，当該廃止申込みの承諾を取り消します。 また，廃止日は，当該供給地点への電気の供給を新たに開始される契約者が当社と定めた開始日と同一の日といたします。 ロ　需要者への電気の供給を新たに開始される契約者は，あらかじめ当該需要者に係る供給地点への託送供給の開始希望日を定めて，当社に申し出ていただきます。この場合，当社は，契約者と協議のうえ開始日を定めます。ただし，開始申込みが廃止申込みより先だって行なわれた場合で，当該需要者への電気の供給を廃止される契約者からの当該供給地点への託送供給の廃止の申込みが開始希望日の２暦日前から起算して８営業日前の日の１暦日前（記録型計量器を取り付けている場合は廃止希望日の２暦日前から起算して１営業日前の日の１暦日前とい

託送供給等約款　新旧比較表

託送供給等約款　2024年10月1日実施	託送供給等約款　2025年4月1日実施
たします。）までに行なわれなかったときには，当社は，当該開始申込みの承諾を取り消します。 ハ　イおよびロにおける営業日は，当社が定めるものとし，契約者にお知らせいたします。 (4) 分割接続供給の場合で，いずれかの契約者に係る接続供給契約の内容に変更が生ずるときは，あらかじめ双方の契約者で協議のうえ，すみやかに当社に変更を申し出ていただきます。 なお，分割接続供給に係る接続供給契約の開始または変更後1年に満たない場合，9（検討および契約の申込み）(4)イ(ヲ) a，ｂおよびｄの事項の変更はできないものといたします。 (5) 需要抑制量調整供給契約の場合で，需要者が電力需給に関する契約等を締結している契約者を変更されたときは，需要抑制契約者からの申出がない場合であっても，当社は，需要者の需要場所に係る需要抑制量調整供給を終了させるための処置を行なうことがあります。 なお，この場合には，当社が当該需要場所に係る需要抑制量調整供給を終了させるための処置を行なった日に需要抑制量調整供給契約は変更され，または消滅するものといたします。	たします。）までに行なわれなかったときには，当社は，当該開始申込みの承諾を取り消します。 ハ　イおよびロにおける営業日は，当社が定めるものとし，契約者にお知らせいたします。 (4) 分割接続供給の場合で，いずれかの契約者に係る接続供給契約の内容に変更が生ずるときは，あらかじめ双方の契約者で協議のうえ，すみやかに当社に変更を申し出ていただきます。 なお，分割接続供給に係る接続供給契約の開始または変更後1年に満たない場合，9（検討および契約の申込み）(4)イ(ヲ) a，ｂおよびｄの事項の変更はできないものといたします。 (5) 需要抑制量調整供給契約の場合で，需要者が電力需給に関する契約等を締結している契約者を変更されたときは，需要抑制契約者からの申出がない場合であっても，当社は，需要者の需要場所に係る需要抑制量調整供給を終了させるための処置を行なうことがあります。 なお，この場合には，当社が当該需要場所に係る需要抑制量調整供給を終了させるための処置を行なった日に需要抑制量調整供給契約は変更され，または消滅するものといたします。 (6) 混雑緩和希望者提起による系統増強プロセス（以下「混雑緩和プロセス」といいます。）により供給設備の変更を希望される場合で，発電契約者が発電量調整供給契約を変更するときの(1)による発電量調整供給契約の変更は，次のとおりといたします。 イ　事前照会の申込み (ｲ) 発電契約者は，混雑緩和プロセスの概要検討（以下「概要検討」といいます。）の申込みに先だち，当社所定の様式により，混雑緩和プロセスの事前照会（以下「事前照会」といいます。）の申込みをしていただきます。 (ﾛ) 当社は，原則として事前照会の申込みから2月以内に検討結果をお知らせいたします。 ロ　概要検討の申込み (ｲ) 発電契約者は，混雑緩和プロセス開始の申込みに先だち，当社所定の様式により，イ(ﾛ)の検討結果をお知らせした日から 2 月以内に概要検討の申込みをしていただきます。 (ﾛ) 当社は，原則として概要検討の申込みから3月以内に検討結果をお知らせいたします。 (ﾊ) 当社は，1受電地点1検討につき22万円を検討料として，概要検討の申込み時に発電契約者から申し受けます。 ハ　混雑緩和プロセス開始の申込み 発電契約者が混雑緩和プロセスを希望される場合で，電力広域的運営推進機関送配電等業務指針に定める混雑緩和プロセスに関する保証金（以下「混雑緩和プロセスに関する保証金」といい，その金額は電力広域的運営推進機関業務規程に定める方法により算定いたします。）を要するときは，混雑緩和プロセスに関する保証金をお支払いいただき，ロ(ﾛ)の検討結果をお知らせした日から 1 月以内に混雑緩和プロセス開始の申込みをしていただきます。 なお，発電契約者が追加混雑緩和希望者の募集が開始された混雑緩和プロセスへ参加を希望される場合で，混雑緩和プロセスに関する保証金を要するときは，混雑緩和プロセスに関する保証金をお支払いいただき，募集開始日から2月以内に応募をしていただきます。 また，混雑緩和プロセスにもとづき工事費負担金補償金を定める場合は，当社

託送供給等約款　新旧比較表

託送供給等約款　2024 年 10 月 1 日実施	託送供給等約款　2025 年 4 月 1 日実施
	と工事費負担金の補償に関する契約を締結していただきます。
52　名義の変更 合併その他の原因によって，新たな契約者，発電契約者，発電者または需要抑制契約者が，それまで託送供給または電力量調整供給を受けていた契約者，発電契約者，発電者または需要抑制契約者の当社に対する接続供給契約もしくは振替供給契約，発電量調整供給契約，系統連系受電契約または需要抑制量調整供給契約についてのすべての権利義務を受け継ぎ，引き続き託送供給または電力量調整供給を希望される場合は，名義変更の手続きによることができます。この場合には，新たな契約者，発電契約者，発電者または需要抑制契約者は，その旨を当社へ文書により申し出ていただきます。ただし，新たな契約者，発電契約者または発電者が，それまで託送供給を受けていた契約者の当社に対する自己等への電気の供給の用に供するための接続供給契約もしくは振替供給契約，発電量調整供給契約または系統連系受電契約についてのすべての権利義務を受け継ぎ，引き続き当該接続供給契約もしくは当該振替供給契約，当該発電量調整供給契約または当該系統連系受電契約を希望される場合は，8（契約の要件）(1)リに定める要件を満たすことを文書により証明できるときに限り，名義変更の手続きによることができます。	**52　名義の変更** 合併その他の原因によって，新たな契約者，発電契約者，発電者または需要抑制契約者が，それまで託送供給または電力量調整供給を受けていた契約者，発電契約者，発電者または需要抑制契約者の当社に対する接続供給契約もしくは振替供給契約，発電量調整供給契約，系統連系受電契約または需要抑制量調整供給契約についてのすべての権利義務を受け継ぎ，引き続き託送供給または電力量調整供給を希望される場合は，名義変更の手続きによることができます。この場合には，新たな契約者，発電契約者，発電者または需要抑制契約者は，その旨を当社へ文書により申し出ていただきます。ただし，新たな契約者，発電契約者または発電者が，それまで託送供給を受けていた契約者の当社に対する自己等への電気の供給の用に供するための接続供給契約もしくは振替供給契約，発電量調整供給契約または系統連系受電契約についてのすべての権利義務を受け継ぎ，引き続き当該接続供給契約もしくは当該振替供給契約，当該発電量調整供給契約または当該系統連系受電契約を希望される場合は，8（契約の要件）(1)リに定める要件を満たすことを文書により証明できるときに限り，名義変更の手続きによることができます。
53　契約の廃止 (1) 契約者が接続供給契約もしくは振替供給契約を廃止しようとされる場合，発電契約者が発電量調整供給契約を廃止しようとされる場合，発電者が系統連系受電契約を廃止しようとされる場合または需要抑制契約者が需要抑制量調整供給契約を廃止しようとされる場合は，契約者，発電契約者，発電者または需要抑制契約者は，あらかじめその廃止期日を定めて，当社に通知していただきます。この場合，当社は，原則として，契約者または発電契約者から通知された廃止期日に，当社の供給設備または発電者もしくは需要者の電気設備において，託送供給または発電量調整供給を終了させるための適当な処置を行ないます。 なお，この場合には，必要に応じて発電者および需要者に協力をしていただきます。 (2) 当社の供給設備を継続して利用または反復して利用されることが想定されるにもかかわらず，発電契約者または発電者から，発電設備等の検査，補修，休止等の理由により発電量調整供給契約または系統連系受電契約の廃止の申出がある場合は，正当な理由がない限り，(1)にかかわらず，発電量調整供給契約または系統連系受電契約の廃止はできないものといたします。 (3) 接続供給契約，振替供給契約，発電量調整供給契約，系統連系受電契約または需要抑制量調整供給契約は，55（解約等）および次の場合を除き，契約者，発電契約者，発電者または需要抑制契約者が当社に通知された廃止期日に消滅いたします。 イ　当社が契約者，発電契約者，発電者または需要抑制契約者の廃止通知を廃止期日の翌日以降に受けた場合は，通知を受けた日に接続供給契約，振替供給契約，発電量調整供給契約，系統連系受電契約または需要抑制量調整供給契約が消滅したものといたします。 ロ　当社の責めとならない理由（非常変災等の場合を除きます。）により託送供給または発電量調整供給を終了させるための処置ができない場合は，接続供給契約，振替供給契約，発電量調整供給契約または系統連系受電契約は，託送供給または発電量調整供給を終了させるための処置が可能となった日に消滅するものといたします。 (4) 分割接続供給の場合で，いずれかの契約者に係る接続供給契約を廃止しようとするときは，あらかじめ双方の契約者で協議のうえ，(1)に準じて接続供給契約の廃	**53　契約の廃止** (1) 契約者が接続供給契約もしくは振替供給契約を廃止しようとされる場合，発電契約者が発電量調整供給契約を廃止しようとされる場合，発電者が系統連系受電契約を廃止しようとされる場合または需要抑制契約者が需要抑制量調整供給契約を廃止しようとされる場合は，契約者，発電契約者，発電者または需要抑制契約者は，あらかじめその廃止期日を定めて，当社に通知していただきます。この場合，当社は，原則として，契約者または発電契約者から通知された廃止期日に，当社の供給設備または発電者もしくは需要者の電気設備において，託送供給または発電量調整供給を終了させるための適当な処置を行ないます。 なお，この場合には，必要に応じて発電者および需要者に協力をしていただきます。 (2) 当社の供給設備を継続して利用または反復して利用されることが想定されるにもかかわらず，発電契約者または発電者から，発電設備等の検査，補修，休止等の理由により発電量調整供給契約または系統連系受電契約の廃止の申出がある場合は，正当な理由がない限り，(1)にかかわらず，発電量調整供給契約または系統連系受電契約の廃止はできないものといたします。 (3) 接続供給契約，振替供給契約，発電量調整供給契約，系統連系受電契約または需要抑制量調整供給契約は，55（解約等）および次の場合を除き，契約者，発電契約者，発電者または需要抑制契約者が当社に通知された廃止期日に消滅いたします。 イ　当社が契約者，発電契約者，発電者または需要抑制契約者の廃止通知を廃止期日の翌日以降に受けた場合は，通知を受けた日に接続供給契約，振替供給契約，発電量調整供給契約，系統連系受電契約または需要抑制量調整供給契約が消滅したものといたします。 ロ　当社の責めとならない理由（非常変災等の場合を除きます。）により託送供給または発電量調整供給を終了させるための処置ができない場合は，接続供給契約，振替供給契約，発電量調整供給契約または系統連系受電契約は，託送供給または発電量調整供給を終了させるための処置が可能となった日に消滅するものといたします。 (4) 分割接続供給の場合で，いずれかの契約者に係る接続供給契約を廃止しようとするときは，あらかじめ双方の契約者で協議のうえ，(1)に準じて接続供給契約の廃

託送供給等約款　新旧比較表

託送供給等約款　2024 年 10 月 1 日実施	託送供給等約款　2025 年 4 月 1 日実施
止を申し出ていただきます。 なお，一方の契約者に係る接続供給契約が廃止された場合，当社は，原則として，他の一方の契約者へ当該供給地点におけるすべての電気について接続供給を行なうことといたします。この場合，当該供給地点においてすべての電気について接続供給を受ける契約者は，51（契約の変更）(1)に準じて接続供給契約を変更していただきます。 (5) 発電量調整供給契約または系統連系受電契約の場合で，発電量調整供給契約または系統連系受電契約を締結している発電場所と同一の場所である需要場所において締結している接続供給契約（発電設備等に係る供給地点の接続供給契約に限ります。）が廃止されたときは，発電契約者または発電者からの申出がない場合であっても，当社は，当該発電場所に係る発電量調整供給を終了させるための処置を行ないます。 なお，この場合には，当社が当該発電場所に係る発電量調整供給を終了させるための処置を行なった日に発電量調整供給契約および系統連系受電契約は変更され，または消滅するものといたします。 (6) 需要抑制量調整供給契約の場合で，需要者が電力需給に関する契約等を締結している契約者が契約を廃止されたときは，需要抑制契約者からの申出がない場合であっても，当社は，需要者の需要場所に係る需要抑制量調整供給を終了させるための処置を行なうことがあります。 なお，この場合には，当社が当該需要場所に係る需要抑制量調整供給を終了させるための処置を行なった日に需要抑制量調整供給契約は変更され，または消滅するものといたします。	止を申し出ていただきます。 なお，一方の契約者に係る接続供給契約が廃止された場合，当社は，原則として，他の一方の契約者へ当該供給地点におけるすべての電気について接続供給を行なうことといたします。この場合，当該供給地点においてすべての電気について接続供給を受ける契約者は，51（契約の変更）(1)に準じて接続供給契約を変更していただきます。 (5) 発電量調整供給契約または系統連系受電契約の場合で，発電量調整供給契約または系統連系受電契約を締結している発電場所と同一の場所である需要場所において締結している接続供給契約（発電設備等に係る供給地点の接続供給契約に限ります。）が廃止されたときは，発電契約者または発電者からの申出がない場合であっても，当社は，当該発電場所に係る発電量調整供給を終了させるための処置を行ないます。 なお，この場合には，当社が当該発電場所に係る発電量調整供給を終了させるための処置を行なった日に発電量調整供給契約および系統連系受電契約は変更され，または消滅するものといたします。 (6) 需要抑制量調整供給契約の場合で，需要者が電力需給に関する契約等を締結している契約者が契約を廃止されたときは，需要抑制契約者からの申出がない場合であっても，当社は，需要者の需要場所に係る需要抑制量調整供給を終了させるための処置を行なうことがあります。 なお，この場合には，当社が当該需要場所に係る需要抑制量調整供給を終了させるための処置を行なった日に需要抑制量調整供給契約は変更され，または消滅するものといたします。
54　供給開始後の契約の消滅または変更にともなう料金および工事費の精算 (1) 次の場合には，当社は，接続供給契約の消滅または変更の日に料金および工事費を契約者に，発電量調整供給契約の消滅または変更の日に料金および工事費を発電契約者に，それぞれ精算していただきます。 なお，この場合は，受電地点または供給地点ごとに精算するものといたします。ただし，分割接続供給の場合は，供給地点に係る接続供給契約ごとに精算するものといたします。 イ　接続供給の場合 (イ) 低圧で供給する場合 a　契約者が接続送電サービス契約電力，接続送電サービス契約電流または接続送電サービス契約容量を新たに設定し，または増加された後 1 年に満たないでこれを消滅させる場合は，それまでの期間の接続送電サービス料金について，さかのぼって，新たに設定し，または増加された接続送電サービス契約電力，接続送電サービス契約電流または接続送電サービス契約容量分につき，電灯標準接続送電サービス，電灯時間帯別接続送電サービスまたは電灯従量接続送電サービスの適用を受けていた場合は該当料金の 10 パーセントを割増ししたものを適用し，動力標準接続送電サービス，動力時間帯別接続送電サービスまたは動力従量接続送電サービスの適用を受けていた場合は該当料金の 20 パーセントを割増ししたものを適用いたします。 また，当社は，契約者が接続送電サービス契約電力，接続送電サービス契約電流または接続送電サービス契約容量を新たに設定し，または増加されたことにともない新たに施設した供給設備について，73（臨時工事費）の臨時工事費として算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額を~~申し受けます。~~	**54　供給開始後の契約の消滅または変更にともなう料金および工事費の精算** (1) 次の場合には，当社は，接続供給契約の消滅または変更の日に料金および工事費を契約者に，発電量調整供給契約の消滅または変更の日に料金および工事費を発電契約者に，それぞれ精算していただきます。 なお，この場合は，受電地点または供給地点ごとに精算するものといたします。ただし，分割接続供給の場合は，供給地点に係る接続供給契約ごとに精算するものといたします。 イ　接続供給の場合 (イ) 低圧で供給する場合 a　契約者が接続送電サービス契約電力，接続送電サービス契約電流または接続送電サービス契約容量を新たに設定し，または増加された後 1 年に満たないでこれを消滅させる場合は，それまでの期間の接続送電サービス料金について，さかのぼって，新たに設定し，または増加された接続送電サービス契約電力，接続送電サービス契約電流または接続送電サービス契約容量分につき，電灯標準接続送電サービス，電灯時間帯別接続送電サービスまたは電灯従量接続送電サービスの適用を受けていた場合は該当料金の 10 パーセントを割増ししたものを適用し，動力標準接続送電サービス，動力時間帯別接続送電サービスまたは動力従量接続送電サービスの適用を受けていた場合は該当料金の 20 パーセントを割増ししたものを適用いたします。 また，当社は，契約者が接続送電サービス契約電力，接続送電サービス契約電流または接続送電サービス契約容量を新たに設定し，または増加されたことにともない新たに施設した供給設備について，73（臨時工事費）の臨時工事費として算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額を精算いたします。

託送供給等約款　新旧比較表

託送供給等約款　2024年10月1日実施	託送供給等約款　2025年4月1日実施
なお，増加後に消滅させる場合には，それぞれの接続供給電力量は，接続送電サービス契約電力，接続送電サービス契約電流または接続送電サービス契約容量の増加分と残余分の比であん分したものといたします。	なお，増加後に消滅させる場合には，それぞれの接続供給電力量は，接続送電サービス契約電力，接続送電サービス契約電流または接続送電サービス契約容量の増加分と残余分の比であん分したものといたします。
b　契約者が接続送電サービス契約電力，接続送電サービス契約電流または接続送電サービス契約容量を新たに設定し，または増加された後1年に満たないでこれを減少しようとされる場合は，それまでの期間の接続送電サービス料金について，さかのぼって，減少される接続送電サービス契約電力，接続送電サービス契約電流または接続送電サービス契約容量分につき，電灯標準接続送電サービス，電灯時間帯別接続送電サービスまたは電灯従量接続送電サービスの適用を受けていた場合は該当料金の 10 パーセントを割増ししたものを適用し，動力標準接続送電サービス，動力時間帯別接続送電サービスまたは動力従量接続送電サービスの適用を受けていた場合は該当料金の 20 パーセントを割増ししたものを適用いたします。 また，当社の供給設備のうち接続送電サービス契約電力，接続送電サービス契約電流または接続送電サービス契約容量の減少に見合う部分について，73（臨時工事費）の臨時工事費として算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額を~~申し受けます。~~ なお，この場合には，それぞれの接続供給電力量は，接続送電サービス契約電力，接続送電サービス契約電流または接続送電サービス契約容量の減少分と残余分の比であん分したものといたします。	b　契約者が接続送電サービス契約電力，接続送電サービス契約電流または接続送電サービス契約容量を新たに設定し，または増加された後1年に満たないでこれを減少しようとされる場合は，それまでの期間の接続送電サービス料金について，さかのぼって，減少される接続送電サービス契約電力，接続送電サービス契約電流または接続送電サービス契約容量分につき，電灯標準接続送電サービス，電灯時間帯別接続送電サービスまたは電灯従量接続送電サービスの適用を受けていた場合は該当料金の 10 パーセントを割増ししたものを適用し，動力標準接続送電サービス，動力時間帯別接続送電サービスまたは動力従量接続送電サービスの適用を受けていた場合は該当料金の 20 パーセントを割増ししたものを適用いたします。 また，当社の供給設備のうち接続送電サービス契約電力，接続送電サービス契約電流または接続送電サービス契約容量の減少に見合う部分について，73（臨時工事費）の臨時工事費として算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額を精算いたします。 なお，この場合には，それぞれの接続供給電力量は，接続送電サービス契約電力，接続送電サービス契約電流または接続送電サービス契約容量の減少分と残余分の比であん分したものといたします。
c　当社が将来の需要等を考慮して供給設備を常置する場合は，aおよびbにかかわらず精算いたしません。	c　当社が将来の需要等を考慮して供給設備を常置する場合は，aおよびbにかかわらず精算いたしません。
d　電灯定額接続送電サービスの適用を受ける場合の料金および工事費の精算は，a，bおよびcに準ずるものといたします。	d　電灯定額接続送電サービスの適用を受ける場合の料金および工事費の精算は，a，bおよびcに準ずるものといたします。
(ﾛ) 高圧または特別高圧で供給する場合	(ﾛ) 高圧または特別高圧で供給する場合
a　契約者が接続送電サービス契約電力または予備送電サービス契約電力を新たに設定し，または増加された後1年に満たないでこれを消滅させる場合は，それまでの期間の接続送電サービス料金または予備送電サービス料金について，さかのぼって，新たに設定し，または増加された契約電力分につき該当料金の 20 パーセントを割増ししたものを適用いたします。また，当社は，契約者が接続送電サービス契約電力を新たに設定し，または増加されたことにともない新たに施設した供給設備について，73（臨時工事費）の臨時工事費として算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額を~~申し受けます。~~ なお，増加後に消滅させる場合には，それぞれの接続供給電力量は，接続送電サービス契約電力の増加分と残余分の比であん分したものといたします。	a　契約者が接続送電サービス契約電力または予備送電サービス契約電力を新たに設定し，または増加された後1年に満たないでこれを消滅させる場合は，それまでの期間の接続送電サービス料金または予備送電サービス料金について，さかのぼって，新たに設定し，または増加された契約電力分につき該当料金の 20 パーセントを割増ししたものを適用いたします。また，当社は，契約者が接続送電サービス契約電力または予備送電サービス契約電力を新たに設定し，または増加されたことにともない新たに施設した供給設備について，73（臨時工事費）の臨時工事費として算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額を精算いたします。 なお，増加後に消滅させる場合には，それぞれの接続供給電力量は，接続送電サービス契約電力の増加分と残余分の比であん分したものといたします。
b　契約者が接続送電サービス契約電力または予備送電サービス契約電力を新たに設定し，または増加された後1年に満たないでこれを減少しようとされる場合は，それまでの期間の接続送電サービス料金または予備送電サービス料金について，さかのぼって，減少契約電力分につき該当料金の 20 パーセントを割増ししたものを適用いたします。また，当社の供給設備のうち接続送電サービス契約電力または予備送電サービス契約電力の減少に見合う部分について，73（臨時工事費）の臨時工事費として算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額を~~申し受けます。~~ なお，この場合には，それぞれの接続供給電力量は，接続送電サービス契約電力の減少分と残余分の比であん分したものといたします。	b　契約者が接続送電サービス契約電力または予備送電サービス契約電力を新たに設定し，または増加された後1年に満たないでこれを減少しようとされる場合は，それまでの期間の接続送電サービス料金または予備送電サービス料金について，さかのぼって，減少契約電力分につき該当料金の 20 パーセントを割増ししたものを適用いたします。また，当社の供給設備のうち接続送電サービス契約電力または予備送電サービス契約電力の減少に見合う部分について，73（臨時工事費）の臨時工事費として算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額を精算いたします。 なお，この場合には，それぞれの接続供給電力量は，接続送電サービス契約電力の減少分と残余分の比であん分したものといたします。

託送供給等約款　新旧比較表

託送供給等約款　2024年10月1日実施	託送供給等約款　2025年4月1日実施
c　分割接続供給の場合は，a およびｂにかかわらず，次のとおりといたします。 (a) 契約者が，1 供給地点につき，1 接続送電サービスまたは 1 予備送電サービスを適用した場合の接続送電サービス契約電力または予備送電サービス契約電力を新たに設定し，または増加された後 1 年に満たないでこれを消滅させる場合は，それまでの期間の双方の契約者に係る接続送電サービス料金または予備送電サービス料金および 1 供給地点につき，1 接続送電サービスまたは1予備送電サービスを適用した場合の接続送電サービス料金または予備送電サービス料金について，さかのぼって，新たに設定し，または増加された契約電力分につき該当料金の 20 パーセントを割増ししたものを適用いたします。また，当社は，契約者が，1 供給地点につき，1 接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービス契約電力を新たに設定し，または増加されたことにともない新たに施設した供給設備について，73（臨時工事費）の臨時工事費として算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額を，双方の契約者と当社との協議によって，一方または双方の契約者~~から申し受けます。~~ 　なお，増加後に消滅させる場合には，それぞれの接続供給電力量は，接続送電サービス契約電力の増加分と残余分の比であん分したものといたします。 (b) 契約者が，1 供給地点につき，1 接続送電サービスまたは 1 予備送電サービスを適用した場合の接続送電サービス契約電力または予備送電サービス契約電力を新たに設定し，または増加された後 1 年に満たないでこれを減少しようとされる場合は，それまでの期間の双方の契約者に係る接続送電サービス料金または予備送電サービス料金および 1 供給地点につき，1 接続送電サービスまたは 1 予備送電サービスを適用した場合の接続送電サービス料金または予備送電サービス料金について，さかのぼって，減少契約電力分につき該当料金の 20 パーセントを割増ししたものを適用いたします。また，当社の供給設備のうち，1 供給地点につき，1 接続送電サービスまたは1予備送電サービスを適用した場合の接続送電サービス契約電力または予備送電サービス契約電力の減少に見合う部分について，73（臨時工事費）の臨時工事費として算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額を，双方の契約者と当社との協議によって，一方または双方の契約者~~から申し受けます。~~ 　なお，この場合には，それぞれの接続供給電力量は，接続送電サービス契約電力の減少分と残余分の比であん分したものといたします。 (c) (a)または(b)で料金の精算を行なう場合で，それぞれの契約者に係る接続送電サービス料金の合計と，1 供給地点につき，1 接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービス料金との間に差が生ずるときは，33（料金の算定）(11)に準じて接続送電サービス料金の調整を行ない，それぞれの契約者に係る予備送電サービス料金の合計と，1 供給地点につき，1 予備送電サービスを適用した場合の予備送電サービス料金との間に差が生ずるときは，33（料金の算定）(13)に準じて予備送電サービス料金の調整を行ないます。 (ハ) 19（接続送電サービス）(2)イ(ｲ)によって接続送電サービス契約電力を定める契約者（19〔接続送電サービス〕(2)ニで需要者の発電設備の検査，補修または事故〔停電による停止等を含みます。〕により生じた不足電力の補給にあてるための電気の供給分以外の供給分について，19〔接続送電サービス〕(2)	c　分割接続供給の場合は，a およびｂにかかわらず，次のとおりといたします。 (a) 契約者が，1 供給地点につき，1 接続送電サービスまたは 1 予備送電サービスを適用した場合の接続送電サービス契約電力または予備送電サービス契約電力を新たに設定し，または増加された後 1 年に満たないでこれを消滅させる場合は，それまでの期間の双方の契約者に係る接続送電サービス料金または予備送電サービス料金および 1 供給地点につき，1 接続送電サービスまたは1予備送電サービスを適用した場合の接続送電サービス料金または予備送電サービス料金について，さかのぼって，新たに設定し，または増加された契約電力分につき該当料金の 20 パーセントを割増ししたものを適用いたします。また，当社は，契約者が，1 供給地点につき，1 接続送電サービス<u>または1予備送電サービス</u>を適用した場合の接続送電サービス契約電力<u>または予備送電サービス契約電力</u>を新たに設定し，または増加されたことにともない新たに施設した供給設備について，73（臨時工事費）の臨時工事費として算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額を，双方の契約者と当社との協議によって，一方または双方の契約者<u>と精算いたします。</u> 　なお，増加後に消滅させる場合には，それぞれの接続供給電力量は，接続送電サービス契約電力の増加分と残余分の比であん分したものといたします。 (b) 契約者が，1 供給地点につき，1 接続送電サービスまたは 1 予備送電サービスを適用した場合の接続送電サービス契約電力または予備送電サービス契約電力を新たに設定し，または増加された後 1 年に満たないでこれを減少しようとされる場合は，それまでの期間の双方の契約者に係る接続送電サービス料金または予備送電サービス料金および 1 供給地点につき，1 接続送電サービスまたは 1 予備送電サービスを適用した場合の接続送電サービス料金または予備送電サービス料金について，さかのぼって，減少契約電力分につき該当料金の 20 パーセントを割増ししたものを適用いたします。また，当社の供給設備のうち，1 供給地点につき，1 接続送電サービスまたは1予備送電サービスを適用した場合の接続送電サービス契約電力または予備送電サービス契約電力の減少に見合う部分について，73（臨時工事費）の臨時工事費として算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額を，双方の契約者と当社との協議によって，一方または双方の契約者<u>と精算いたします。</u> 　なお，この場合には，それぞれの接続供給電力量は，接続送電サービス契約電力の減少分と残余分の比であん分したものといたします。 (c) (a)または(b)で料金の精算を行なう場合で，それぞれの契約者に係る接続送電サービス料金の合計と，1 供給地点につき，1 接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービス料金との間に差が生ずるときは，33（料金の算定）(11)に準じて接続送電サービス料金の調整を行ない，それぞれの契約者に係る予備送電サービス料金の合計と，1 供給地点につき，1 予備送電サービスを適用した場合の予備送電サービス料金との間に差が生ずるときは，33（料金の算定）(13)に準じて予備送電サービス料金の調整を行ないます。 (ハ) 19（接続送電サービス）(2)イ(ｲ)によって接続送電サービス契約電力を定める契約者（19〔接続送電サービス〕(2)ニで需要者の発電設備の検査，補修または事故〔停電による停止等を含みます。〕により生じた不足電力の補給にあてるための電気の供給分以外の供給分について，19〔接続送電サービス〕(2)

託送供給等約款　新旧比較表

託送供給等約款　2024年10月1日実施	託送供給等約款　2025年4月1日実施
イ(ｲ)に準じて定める契約者を含みます。）が，需要場所における受電設備等を新たに設定し，または需要場所における受電設備の総容量等を増加された日以降1年に満たないで接続送電サービス契約電力を消滅させ，または19（接続送電サービス）(2)イ(ｲ) cにより接続送電サービス契約電力を減少しようとされる場合は，(ｲ)または(ﾛ)に準ずるものといたします。この場合，(ｲ)または(ﾛ)にいう接続送電サービス契約電力を新たに設定するとは，需要場所における受電設備等を新たに設定することとし，接続送電サービス契約電力を増加するとは，需要場所における受電設備の総容量等を増加することとし，接続送電サービス契約電力を減少するとは，19（接続送電サービス）(2)イ(ｲ) cにより接続送電サービス契約電力を減少することといたします。 ロ　発電量調整供給の場合 (ｲ) 発電契約者が契約受電電力，同時最大受電電力または予備送電サービス契約電力を新たに設定し，または増加された後1年に満たないでこれを消滅させる場合は，新たに施設した当社の供給設備を撤去する場合の諸工費から，その撤去後の資材の残存価額を差し引いた金額を申し受けます。 (ﾛ) 発電契約者が契約受電電力，同時最大受電電力または予備送電サービス契約電力を新たに設定し，または増加された後1年に満たないでこれを減少しようとされる場合は，当社の供給設備のうち契約受電電力，同時最大受電電力または予備送電サービス契約電力の減少に見合う部分について，新たに施設した当社の供給設備を撤去する場合の諸工費から，その撤去後の資材の残存価額を差し引いた金額を申し受けます。 (2) 発電者または需要者が当社の供給設備を同一の使用形態で利用され，利用されてからの期間が1年以上になる場合には，1年以上利用される契約電力等に見合う部分については，(1)にかかわらず精算いたしません。 なお，接続供給契約または発電量調整供給契約の消滅または変更の日以降に1年以上にならないことが明らかになった場合には，明らかになった日に(1)に準じて精算を行ないます。 (3) 非常変災等やむをえない理由による場合は，(1)にかかわらず精算いたしません。	イ(ｲ)に準じて定める契約者を含みます。）が，需要場所における受電設備等を新たに設定し，または需要場所における受電設備の総容量等を増加された日以降1年に満たないで接続送電サービス契約電力を消滅させ，または19（接続送電サービス）(2)イ(ｲ) cにより接続送電サービス契約電力を減少しようとされる場合は，(ｲ)または(ﾛ)に準ずるものといたします。この場合，(ｲ)または(ﾛ)にいう接続送電サービス契約電力を新たに設定するとは，需要場所における受電設備等を新たに設定することとし，接続送電サービス契約電力を増加するとは，需要場所における受電設備の総容量等を増加することとし，接続送電サービス契約電力を減少するとは，19（接続送電サービス）(2)イ(ｲ) cにより接続送電サービス契約電力を減少することといたします。 ロ　発電量調整供給の場合 (ｲ) 発電契約者が契約受電電力，同時最大受電電力または予備送電サービス契約電力を新たに設定し，または増加された後1年に満たないでこれを消滅させる場合は，新たに施設した当社の供給設備を撤去する場合の諸工費から，その撤去後の資材の残存価額を差し引いた金額を申し受けます。 (ﾛ) 発電契約者が契約受電電力，同時最大受電電力または予備送電サービス契約電力を新たに設定し，または増加された後1年に満たないでこれを減少しようとされる場合は，当社の供給設備のうち契約受電電力，同時最大受電電力または予備送電サービス契約電力の減少に見合う部分について，新たに施設した当社の供給設備を撤去する場合の諸工費から，その撤去後の資材の残存価額を差し引いた金額を申し受けます。 (2) 発電者または需要者が当社の供給設備を同一の使用形態で利用され，利用されてからの期間が1年以上になる場合には，1年以上利用される契約電力等に見合う部分については，(1)にかかわらず精算いたしません。 なお，接続供給契約または発電量調整供給契約の消滅または変更の日以降に1年以上にならないことが明らかになった場合には，明らかになった日に(1)に準じて精算を行ないます。 (3) 非常変災等やむをえない理由による場合は，(1)にかかわらず精算いたしません。
55　解　約　等 (1) 当社は，次の場合には，接続供給契約，振替供給契約，発電量調整供給契約，系統連系受電契約または需要抑制量調整供給契約を解約することがあります。 なお，系統連系受電契約を解約した場合には，当該発電場所に係る発電量調整供給契約は変更され，または消滅するものといたします。 この場合には，その旨を文書により契約者，発電契約者，発電者または需要抑制契約者にお知らせいたします。 また，契約者，発電契約者，発電者または需要抑制契約者がロに該当する場合は，その旨を文書等により発電者，需要者または需要者と電力需給に関する契約等を締結している契約者にお知らせすることがあります。 イ　45（託送供給等の停止）によって託送供給または発電量調整供給を停止された契約者，発電契約者，発電者または需要者が当社の定めた期日までにその理由となった事実を解消されない場合 ロ　契約者，発電契約者，発電者または需要抑制契約者が次のいずれかに該当する場合 (ｲ) 料金を支払期日を経過してなお支払われない場合 (ﾛ) 発電契約者と当社が，発電者の料金，延滞利息および契約超過金の支払いに関する期日をあらかじめ定めた場合で，あらかじめ定めた支払いに関する期日	**55　解　約　等** (1) 当社は，次の場合には，接続供給契約，振替供給契約，発電量調整供給契約，系統連系受電契約または需要抑制量調整供給契約を解約することがあります。 なお，系統連系受電契約を解約した場合には，当該発電場所に係る発電量調整供給契約は変更され，または消滅するものといたします。 この場合には，その旨を文書により契約者，発電契約者，発電者または需要抑制契約者にお知らせいたします。 また，契約者，発電契約者，発電者または需要抑制契約者がロに該当する場合は，その旨を文書等により発電者，需要者または需要者と電力需給に関する契約等を締結している契約者にお知らせすることがあります。 イ　45（託送供給等の停止）によって託送供給または発電量調整供給を停止された契約者，発電契約者，発電者または需要者が当社の定めた期日までにその理由となった事実を解消されない場合 ロ　契約者，発電契約者，発電者または需要抑制契約者が次のいずれかに該当する場合 (ｲ) 料金を支払期日を経過してなお支払われない場合 (ﾛ) 発電契約者と当社が，発電者の料金，延滞利息および契約超過金の支払いに関する期日をあらかじめ定めた場合で，あらかじめ定めた支払いに関する期日

託送供給等約款　新旧比較表

託送供給等約款　2024年10月1日実施	託送供給等約款　2025年4月1日実施
を経過してなお引き渡されないとき。	を経過してなお引き渡されないとき。
(ﾊ) 他の接続供給契約（既に消滅しているものを含みます。），発電量調整供給契約（既に消滅しているものを含みます。），系統連系受電契約（既に消滅しているものを含みます。）または需要抑制量調整供給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を支払期日を経過してなお支払われない場合	(ﾊ) 他の接続供給契約（既に消滅しているものを含みます。），発電量調整供給契約（既に消滅しているものを含みます。），系統連系受電契約（既に消滅しているものを含みます。）または需要抑制量調整供給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を支払期日を経過してなお支払われない場合
(ﾆ) 料金以外の債務を支払われない場合	(ﾆ) 料金以外の債務を支払われない場合
(ﾎ) 当社と締結する他の契約（既に消滅しているものを含みます。）にもとづく料金等の金銭債務を支払われない場合	(ﾎ) 当社と締結する他の契約（既に消滅しているものを含みます。）にもとづく料金等の金銭債務を支払われない場合
ハ　契約者，発電契約者，発電者または需要抑制契約者が次のいずれかに該当し，当社が契約者，発電契約者，発電者または需要抑制契約者にその改善を求めた場合で，40（適正契約の保持等）に定める適正契約への変更および適正な使用状態，発電・放電状態または需要抑制状態への修正に応じていただけないとき。	ハ　契約者，発電契約者，発電者または需要抑制契約者が次のいずれかに該当し，当社が契約者，発電契約者，発電者または需要抑制契約者にその改善を求めた場合で，40（適正契約の保持等）に定める適正契約への変更および適正な使用状態，発電・放電状態または需要抑制状態への修正に応じていただけないとき。
(ｲ) 8（契約の要件）を欠くに至った場合	(ｲ) 8（契約の要件）を欠くに至った場合
(ﾛ) 接続供給の場合で，頻繁に接続対象電力量と接続対象計画電力量との間に著しい差が生じるとき。	(ﾛ) 接続供給の場合で，頻繁に接続対象電力量と接続対象計画電力量との間に著しい差が生じるとき。
(ﾊ) 発電量調整供給の場合で，頻繁に発電量調整受電電力量と発電量調整受電計画電力量との間に著しい差が生じるとき。	(ﾊ) 発電量調整供給の場合で，頻繁に発電量調整受電電力量と発電量調整受電計画電力量との間に著しい差が生じるとき。
(ﾆ) 需要抑制量調整供給の場合で，頻繁に需要抑制量調整受電電力量と需要抑制量調整受電計画電力量との間に著しい差が生じるとき。	(ﾆ) 需要抑制量調整供給の場合で，頻繁に需要抑制量調整受電電力量と需要抑制量調整受電計画電力量との間に著しい差が生じるとき。
(ﾎ) 需要抑制量調整供給の場合で，頻繁にベースラインが著しく不適当と認められるとき。	(ﾎ) 需要抑制量調整供給の場合で，頻繁にベースラインが著しく不適当と認められるとき。
(ﾍ) 発電量調整受電電力が契約受電電力または同時最大受電電力をこえる場合	(ﾍ) 発電量調整受電電力が契約受電電力または同時最大受電電力をこえる場合
(ﾄ) その他この約款に反した場合	(ﾄ) その他この約款に反した場合
(2) 分割接続供給の場合で，一方の契約者に係る接続供給契約が(1)によって解約されたときは，当社は，原則として，他の一方の契約者へ当該供給地点におけるすべての電気について接続供給を行なうことといたします。この場合，当該供給地点においてすべての電気について接続供給を受ける契約者は，51（契約の変更）(1)に準じて接続供給契約を変更していただきます。	(2) 分割接続供給の場合で，一方の契約者に係る接続供給契約が(1)によって解約されたときは，当社は，原則として，他の一方の契約者へ当該供給地点におけるすべての電気について接続供給を行なうことといたします。この場合，当該供給地点においてすべての電気について接続供給を受ける契約者は，51（契約の変更）(1)に準じて接続供給契約を変更していただきます。
(3) 需要者がその需要場所から移転され，電気を使用されていないことが明らかな場合には，契約者または需要抑制契約者からの申出がない場合であっても，当社は，当該需要場所に係る接続供給および需要抑制量調整供給を終了させるための処置を行なうことがあります。 この場合，当社が当該需要場所に係る接続供給および需要抑制量調整供給を終了させるための処置を行なった日に接続供給契約および需要抑制量調整供給契約は変更され，または消滅するものといたします。	(3) 需要者がその需要場所から移転され，電気を使用されていないことが明らかな場合には，契約者または需要抑制契約者からの申出がない場合であっても，当社は，当該需要場所に係る接続供給および需要抑制量調整供給を終了させるための処置を行なうことがあります。 この場合，当社が当該需要場所に係る接続供給および需要抑制量調整供給を終了させるための処置を行なった日に接続供給契約および需要抑制量調整供給契約は変更され，または消滅するものといたします。
(4) 発電者がその発電場所において，その発電場所に係る設備の保全の意思がないことまたは今後も発電もしくは放電しないことが明らかな場合には，発電契約者または発電者からの申出がない場合であっても，当社は，当該発電場所に係る発電量調整供給を終了させるための処置を行なうことがあります。 この場合，当社が当該発電場所に係る発電量調整供給を終了させるための処置を行なった日に発電量調整供給契約および系統連系受電契約は変更され，または消滅するものといたします。	(4) 発電者がその発電場所において，その発電場所に係る設備の保全の意思がないことまたは今後も発電もしくは放電しないことが明らかな場合には，発電契約者または発電者からの申出がない場合であっても，当社は，当該発電場所に係る発電量調整供給を終了させるための処置を行なうことがあります。 この場合，当社が当該発電場所に係る発電量調整供給を終了させるための処置を行なった日に発電量調整供給契約および系統連系受電契約は変更され，または消滅するものといたします。
(5) 発電場所が複数の発電バランシンググループに属しており，かつ，発電者の料金その他を支払期日を経過してなお支払われない場合で，系統連系受電契約を解約したときは，当該発電契約者からの申出がない場合であっても，発電量調整供給契約を変更していただくものとし，当社は，その旨を発電契約者に通知いたします。 なお，発電契約者と同一の者である発電者の場合は，当該発電契約者との発電量	(5) 発電場所が複数の発電バランシンググループに属しており，かつ，発電者の料金その他を支払期日を経過してなお支払われない場合で，系統連系受電契約を解約したときは，当該発電契約者からの申出がない場合であっても，発電量調整供給契約を変更していただくものとし，当社は，その旨を発電契約者に通知いたします。 なお，発電契約者と同一の者である発電者の場合は，当該発電契約者との発電量

託送供給等約款　新旧比較表

託送供給等約款　2024年10月1日実施	託送供給等約款　2025年4月1日実施
調整供給契約は変更され，または消滅するものといたします。 (6) 発電量調整供給契約または系統連系受電契約の場合で，発電量調整供給契約または系統連系受電契約を締結している発電場所と同一の場所である需要場所において締結している接続供給契約（発電設備等に係る供給地点の接続供給契約に限ります。）が(1)によって解約されたときは，発電契約者または発電者からの申出がない場合であっても，当社は，当該発電場所に係る発電量調整供給を終了させるための処置を行ないます。 この場合，当社が当該発電場所に係る発電量調整供給を終了させるための処置を行なった日に発電量調整供給契約および系統連系受電契約は変更され，または消滅するものといたします。	調整供給契約は変更され，または消滅するものといたします。 (6) 発電量調整供給契約または系統連系受電契約の場合で，発電量調整供給契約または系統連系受電契約を締結している発電場所と同一の場所である需要場所において締結している接続供給契約（発電設備等に係る供給地点の接続供給契約に限ります。また，分割接続供給の場合は，当該供給地点に係るすべての接続供給契約といたします。）が(1)によって解約されたときは，発電契約者または発電者からの申出がない場合であっても，当社は，当該発電場所に係る発電量調整供給を終了させるための処置を行ないます。 この場合，当社が当該発電場所に係る発電量調整供給を終了させるための処置を行なった日に発電量調整供給契約および系統連系受電契約は変更され，または消滅するものといたします。
56　契約消滅後の債権債務関係 接続供給契約，振替供給契約，発電量調整供給契約，系統連系受電契約または需要抑制量調整供給契約期間中の料金その他の債権債務は，接続供給契約，振替供給契約，発電量調整供給契約，系統連系受電契約または需要抑制量調整供給契約の消滅によっては消滅いたしません。	**56　契約消滅後の債権債務関係** 接続供給契約，振替供給契約，発電量調整供給契約，系統連系受電契約または需要抑制量調整供給契約期間中の料金その他の債権債務は，接続供給契約，振替供給契約，発電量調整供給契約，系統連系受電契約または需要抑制量調整供給契約の消滅によっては消滅いたしません。
Ⅶ　受電方法および供給方法ならびに工事	**Ⅶ　受電方法および供給方法ならびに工事**
57　受電地点，供給地点および施設 (1) 受 電 地 点 イ　電気の受電地点は，当社の供給設備と発電者の電気設備との接続点といたします。ただし，発電者の電気設備が当社の供給設備と電気的に接続しない場合の受電地点は，会社間連系点といたします。 ロ　受電地点は，会社間連系点を受電地点とする場合を除き，発電場所内の地点とし，当社の供給設備から最短距離にある場所を基準として発電契約者と当社との協議によって定めます。ただし，次の場合には，発電契約者と当社との協議により，発電場所以外の地点を受電地点とすることがあります。 (ｲ) 山間地，離島にある発電場所等，当社の電線路から遠隔地にあって将来においても周辺地域に他の発電設備等の設置が見込まれない発電場所から電気を受電する場合 (ﾛ) 当社の立入りが困難な発電場所から電気を受電する場合 (ﾊ) 1建物内の2以上の発電場所から電気を受電する場合で各発電場所までの電気設備が当社の管理の及ばない場所を通過することとなるとき。 (ﾆ) 59（地中引込線）(4)により地中引込線によって電気を受電する場合 (ﾎ) その他特別の事情がある場合 (2) 供 給 地 点 イ　接続供給の場合 (ｲ) 供給地点は，当社の供給設備と需要者の電気設備との接続点といたします。 (ﾛ) 供給地点は，需要場所内の地点とし，当社の供給設備から最短距離にある場所を基準として契約者と当社との協議によって定めます。ただし，次の場合には，契約者と当社との協議により，需要場所以外の地点を供給地点とすることがあります。 a　山間地，離島にある需要場所等，当社の電線路から遠隔地にあって将来においても周辺地域に他の需要が見込まれない需要場所に対して電気を供給する場合	**57　受電地点，供給地点および施設** (1) 受 電 地 点 イ　電気の受電地点は，当社の供給設備と発電者の電気設備との接続点といたします。ただし，発電者の電気設備が当社の供給設備と電気的に接続しない場合の受電地点は，会社間連系点といたします。 ロ　受電地点は，会社間連系点を受電地点とする場合を除き，発電場所内の地点とし，当社の供給設備から最短距離にある場所を基準として発電契約者と当社との協議によって定めます。ただし，次の場合には，発電契約者と当社との協議により，発電場所以外の地点を受電地点とすることがあります。 (ｲ) 山間地，離島にある発電場所等，当社の電線路から遠隔地にあって将来においても周辺地域に他の発電設備等の設置が見込まれない発電場所から電気を受電する場合 (ﾛ) 当社の立入りが困難な発電場所から電気を受電する場合 (ﾊ) 1建物内の2以上の発電場所から電気を受電する場合で各発電場所までの電気設備が当社の管理の及ばない場所を通過することとなるとき。 (ﾆ) 59（地中引込線）(4)により地中引込線によって電気を受電する場合 (ﾎ) その他特別の事情がある場合 (2) 供 給 地 点 イ　接続供給の場合 (ｲ) 供給地点は，当社の供給設備と需要者の電気設備との接続点といたします。 (ﾛ) 供給地点は，需要場所内の地点とし，当社の供給設備から最短距離にある場所を基準として契約者と当社との協議によって定めます。ただし，次の場合には，契約者と当社との協議により，需要場所以外の地点を供給地点とすることがあります。 a　山間地，離島にある需要場所等，当社の電線路から遠隔地にあって将来においても周辺地域に他の需要が見込まれない需要場所に対して電気を供給する場合

託送供給等約款　新旧比較表

託送供給等約款　2024年10月1日実施	託送供給等約款　2025年4月1日実施
b　当社の立入りが困難な需要場所に対して電気を供給する場合 c　1建物内の2以上の需要場所に電気を供給する場合で各需要場所までの電気設備が当社の管理の及ばない場所を通過することとなるとき。 d　59（地中引込線）(4)により地中引込線によって電気を供給する場合 e　その他特別の事情がある場合 ロ　振替供給の場合 供給地点は，会社間連系点といたします。 (3) 受電地点に至るまでの供給設備および供給地点に至るまでの供給設備は，当社の所有とし，工事費負担金または臨時工事費として申し受ける金額を除き，当社の負担で施設いたします。 なお，当社は，発電者または需要者（共同引込線による引込みで電気を受電または供給する複数の発電者または需要者を含みます。）のみのために発電者または需要者の土地または建物に引込線，接続装置等の供給設備を施設する場合は，その施設場所を発電者または需要者から無償で提供していただきます。 (4) 付帯設備（(3)により発電者または需要者の土地または建物に施設される供給設備を支持し，または収納する工作物およびその供給設備の施設上必要な発電者または需要者の建物に付合する設備をいいます。）は，原則として，託送供給のために施設する場合は，契約者の負担により，契約者で施設していただき，発電量調整供給のために施設する場合は，発電契約者の負担により，発電契約者で施設していただきます。この場合には，当社が付帯設備を無償で使用できるものといたします。 (5) 特定送配電事業を営む者が維持および運用する電線路に複数の発電場所または複数の需要場所が接続する場合の受電地点または供給地点は，(1)または(2)に準じて契約者または発電契約者と当社との協議によって定めます。この場合，当該複数の発電場所または複数の需要場所につき，1受電地点または1供給地点といたします。	b　当社の立入りが困難な需要場所に対して電気を供給する場合 c　1建物内の2以上の需要場所に電気を供給する場合で各需要場所までの電気設備が当社の管理の及ばない場所を通過することとなるとき。 d　59（地中引込線）(4)により地中引込線によって電気を供給する場合 e　その他特別の事情がある場合 ロ　振替供給の場合 供給地点は，会社間連系点といたします。 (3) 受電地点に至るまでの供給設備および供給地点に至るまでの供給設備は，当社の所有とし，工事費負担金または臨時工事費として申し受ける金額を除き，当社の負担で施設いたします。 なお，当社は，発電者または需要者（共同引込線による引込みで電気を受電または供給する複数の発電者または需要者を含みます。）のみのために発電者または需要者の土地または建物に引込線，接続装置等の供給設備を施設する場合は，その施設場所を発電者または需要者から無償で提供していただきます。 (4) 付帯設備（(3)により発電者または需要者の土地または建物に施設される供給設備を支持し，または収納する工作物およびその供給設備の施設上必要な発電者または需要者の建物に付合する設備をいいます。）は，原則として，託送供給のために施設する場合は，契約者の負担により，契約者で施設していただき，発電量調整供給のために施設する場合は，発電契約者の負担により，発電契約者で施設していただきます。この場合には，当社が付帯設備を無償で使用できるものといたします。 (5) 特定送配電事業を営む者が維持および運用する電線路に複数の発電場所または複数の需要場所が接続する場合の受電地点または供給地点は，(1)または(2)に準じて契約者または発電契約者と当社との協議によって定めます。この場合，当該複数の発電場所または複数の需要場所につき，1受電地点または1供給地点といたします。
58　架空引込線 (1) 当社の供給設備と発電者または需要者の電気設備との接続を引込線によって行なう場合には，原則として架空引込線によるものとし，発電者または需要者の建造物または補助支持物の引込線取付点までは，当社が施設いたします。 (2) 引込線取付点は，当社の供給設備の最も適当な支持物から原則として最短距離の場所であって，堅固に施設できる点を契約者または発電契約者と当社との協議によって定めます。 (3) 受電地点または供給地点から発電者または需要者の引込開閉器に至るまでの配線（以下「引込口配線」といいます。）は，託送供給のために施設する場合は，契約者の負担により，契約者で施設していただき，発電量調整供給のために施設する場合は，発電契約者の負担により，発電契約者で施設していただきます。 (4) 引込線を取り付けるため発電場所内または需要場所内に設置する引込小柱等の補助支持物は，託送供給のために施設する場合は，契約者の負担により，契約者で施設していただき，発電量調整供給のために施設する場合は，発電契約者の負担により，発電契約者で施設していただきます。この場合には，当社が補助支持物を無償で使用できるものといたします。 (5) 当社は，原則として発電者または需要者の承諾をえて，次により，発電者または需要者の引込小柱等の補助支持物を使用して他の発電者から電気を受電または他の需要者へ電気を供給することがあります。 イ　当社は，発電者または需要者の補助支持物を使用して，他の発電者または他の需要者への引込線を施設いたします。この場合，その補助支持物から最短距離の	**58　架空引込線** (1) 当社の供給設備と発電者または需要者の電気設備との接続を引込線によって行なう場合には，原則として架空引込線によるものとし，発電者または需要者の建造物または補助支持物の引込線取付点までは，当社が施設いたします。 (2) 引込線取付点は，当社の供給設備の最も適当な支持物から原則として最短距離の場所であって，堅固に施設できる点を契約者または発電契約者と当社との協議によって定めます。 (3) 受電地点または供給地点から発電者または需要者の引込開閉器に至るまでの配線（以下「引込口配線」といいます。）は，託送供給のために施設する場合は，契約者の負担により，契約者で施設していただき，発電量調整供給のために施設する場合は，発電契約者の負担により，発電契約者で施設していただきます。 (4) 引込線を取り付けるため発電場所内または需要場所内に設置する引込小柱等の補助支持物は，託送供給のために施設する場合は，契約者の負担により，契約者で施設していただき，発電量調整供給のために施設する場合は，発電契約者の負担により，発電契約者で施設していただきます。この場合には，当社が補助支持物を無償で使用できるものといたします。 (5) 当社は，原則として発電者または需要者の承諾をえて，次により，発電者または需要者の引込小柱等の補助支持物を使用して他の発電者から電気を受電または他の需要者へ電気を供給することがあります。 イ　当社は，発電者または需要者の補助支持物を使用して，他の発電者または他の需要者への引込線を施設いたします。この場合，その補助支持物から最短距離の

託送供給等約款　新旧比較表

託送供給等約款　2024 年 10 月 1 日実施	託送供給等約款　2025 年 4 月 1 日実施
場所にある発電者または需要者の建造物または補助支持物の取付点に至るまでの引込口配線は引込線とし，その引込線および補助支持物の管理（材料費の負担を含みます。）は当社が行ないます。また，受電地点または供給地点は，発電者または需要者へ引き込むための引込線の終端に変更いたします。 ロ　イにより当社が管理を行なう引込線または補助支持物を改修し，または撤去する場合は，当社が工事を行なうものとし，この場合に生ずる撤去材料は，原則として，発電者または需要者にお返しいたします。また，これにともない新たに施設される場合の引込線または補助支持物は，当社の所有とし，当社の負担で施設いたします。	場所にある発電者または需要者の建造物または補助支持物の取付点に至るまでの引込口配線は引込線とし，その引込線および補助支持物の管理（材料費の負担を含みます。）は当社が行ないます。また，受電地点または供給地点は，発電者または需要者へ引き込むための引込線の終端に変更いたします。 ロ　イにより当社が管理を行なう引込線または補助支持物を改修し，または撤去する場合は，当社が工事を行なうものとし，この場合に生ずる撤去材料は，原則として，発電者または需要者にお返しいたします。また，これにともない新たに施設される場合の引込線または補助支持物は，当社の所有とし，当社の負担で施設いたします。
59　地中引込線 (1) 架空引込線を施設することが法令上認められない場合または技術上，経済上もしくは地域的な事情により不適当と認められる場合で，当社の供給設備と発電者または需要者の電気設備との接続を地中引込線によって行なうときには，次のイまたはロの最も当社の供給設備に近い接続点までを当社が施設いたします。 イ　発電者が発電場所内に施設する開閉器，断路器もしくは接続装置の接続点または需要者が需要場所内に施設する開閉器，断路器もしくは接続装置の接続点 ロ　当社が施設する計量器（付属装置を含みます。）または接続装置の接続点 なお，当社は，発電者または需要者の土地または建物に接続装置等を施設することがあります。 (2) (1)により当社の供給設備と接続する電気設備の施設場所は，当社の供給設備の最も適当な支持物または分岐点から最短距離にあり，原則として，地中引込線の施設上とくに多額の費用を要する等特別の工事を必要とせず，かつ，安全に施設できる次のいずれにも該当する場所とし，契約者または発電契約者と当社との協議によって定めます。 なお，これ以外の場合には，発電場所内または需要場所内の地中引込線は，託送供給のために施設する場合は，契約者の負担により，契約者で施設していただき，発電量調整供給のために施設する場合は，発電契約者の負担により，発電契約者で施設していただきます。 イ　発電者または需要者の構内における地中引込線のこう長が 50 メートル程度以内の場所 ロ　建物の 3 階以下にある場所 ハ　その他地中引込線の施設上特殊な工法，材料等を必要としない場所 (3) 地中引込線の施設上必要な付帯設備は，原則として，託送供給のために施設する場合は，契約者の負担により，契約者で施設していただき，発電量調整供給のために施設する場合は，発電契約者の負担により，発電契約者で施設していただきます。この場合には，当社が付帯設備を無償で使用できるものといたします。 なお，この場合の付帯設備は，次のものをいいます。 イ　鉄管，暗きょ等発電者または需要者の土地または建物の壁面等に引込線をおさめるために施設される工作物（π引込みの場合のケーブルの引込みおよび引出しのために施設されるものを含みます。） ロ　発電者または需要者の土地または建物に施設される基礎ブロック（接続装置を固定するためのものをいいます。）およびハンドホール ハ　その他イまたはロに準ずる設備 (4) 接続を架空引込線によって行なうことができる場合で，契約者または発電契約者の希望によりとくに地中引込線によって行なうときには，地中引込線は，原則として，託送供給のために施設する場合は，契約者の負担により，契約者で施設してい	**59　地中引込線** (1) 架空引込線を施設することが法令上認められない場合または技術上，経済上もしくは地域的な事情により不適当と認められる場合で，当社の供給設備と発電者または需要者の電気設備との接続を地中引込線によって行なうときには，次のイまたはロの最も当社の供給設備に近い接続点までを当社が施設いたします。 イ　発電者が発電場所内に施設する開閉器，断路器もしくは接続装置の接続点または需要者が需要場所内に施設する開閉器，断路器もしくは接続装置の接続点 ロ　当社が施設する計量器（付属装置を含みます。）または接続装置の接続点 なお，当社は，発電者または需要者の土地または建物に接続装置等を施設することがあります。 (2) (1)により当社の供給設備と接続する電気設備の施設場所は，当社の供給設備の最も適当な支持物または分岐点から最短距離にあり，原則として，地中引込線の施設上とくに多額の費用を要する等特別の工事を必要とせず，かつ，安全に施設できる次のいずれにも該当する場所とし，契約者または発電契約者と当社との協議によって定めます。 なお，これ以外の場合には，発電場所内または需要場所内の地中引込線は，託送供給のために施設する場合は，契約者の負担により，契約者で施設していただき，発電量調整供給のために施設する場合は，発電契約者の負担により，発電契約者で施設していただきます。 イ　発電者または需要者の構内における地中引込線のこう長が 50 メートル程度以内の場所 ロ　建物の 3 階以下にある場所 ハ　その他地中引込線の施設上特殊な工法，材料等を必要としない場所 (3) 地中引込線の施設上必要な付帯設備は，原則として，託送供給のために施設する場合は，契約者の負担により，契約者で施設していただき，発電量調整供給のために施設する場合は，発電契約者の負担により，発電契約者で施設していただきます。この場合には，当社が付帯設備を無償で使用できるものといたします。 なお，この場合の付帯設備は，次のものをいいます。 イ　鉄管，暗きょ等発電者または需要者の土地または建物の壁面等に引込線をおさめるために施設される工作物（π引込みの場合のケーブルの引込みおよび引出しのために施設されるものを含みます。） ロ　発電者または需要者の土地または建物に施設される基礎ブロック（接続装置を固定するためのものをいいます。）およびハンドホール ハ　その他イまたはロに準ずる設備 (4) 接続を架空引込線によって行なうことができる場合で，契約者または発電契約者の希望によりとくに地中引込線によって行なうときには，地中引込線は，原則として，託送供給のために施設する場合は，契約者の負担により，契約者で施設してい

託送供給等約款　新旧比較表

託送供給等約款　2024年10月1日実施	託送供給等約款　2025年4月1日実施
ただき，発電量調整供給のために施設する場合は，発電契約者の負担により，発電契約者で施設していただきます。ただし，当社が，保安上または保守上適当と認めた場合は，(1)に準じて接続を行ないます。この場合，当社は，67（受電地点への供給設備の工事費負担金）(2)，(4)または70（供給地点への供給設備の工事費負担金）(2)の工事費負担金を契約者または発電契約者から申し受けます。	ただき，発電量調整供給のために施設する場合は，発電契約者の負担により，発電契約者で施設していただきます。ただし，当社が，保安上または保守上適当と認めた場合は，(1)に準じて接続を行ないます。この場合，当社は，67（受電地点への供給設備の工事費負担金）(2)，(4)または70（供給地点への供給設備の工事費負担金）(2)の工事費負担金を契約者または発電契約者から申し受けます。
60　連接引込線等 (1) 当社は，建物の密集場所等特別の事情がある場所では，連接引込線（1発電場所または1需要場所の引込線から分岐して支持物を経ないで他の発電場所の受電地点または他の需要場所の供給地点に至る引込線をいいます。）または共同引込線によって当社の供給設備と発電者または需要者の電気設備との接続をすることがあります。この場合，当社は，分岐装置を発電者または需要者の土地または建物に施設することがあります。 なお，発電者または需要者の電気設備との接続点までは，当社が施設いたします。 (2) 当社は，原則として発電者または需要者の承諾をえて，次により，発電者または需要者の引込口配線を使用して他の発電者から電気を受電または他の需要者へ電気を供給することがあります。 イ　当社は，発電者または需要者の引込口配線から分岐して，他の発電者または他の需要者への連接引込線を施設いたします。この場合，その引込口配線の終端までは共同引込線とし，その管理（材料費の負担を含みます。）は当社が行ないます。また，受電地点または供給地点は，当社が管理を行なう共同引込線の終端に変更いたします。 ロ　イにより当社が管理を行なう共同引込線を改修し，または撤去する場合は，当社が工事を行なうものとし，この場合に生ずる撤去材料は，原則として，発電者または需要者にお返しいたします。また，これにともない新たに施設される共同引込線は，当社の所有とし，当社の負担で施設いたします。	**60　連接引込線等** (1) 当社は，建物の密集場所等特別の事情がある場所では，連接引込線（1発電場所または1需要場所の引込線から分岐して支持物を経ないで他の発電場所の受電地点または他の需要場所の供給地点に至る引込線をいいます。）または共同引込線によって当社の供給設備と発電者または需要者の電気設備との接続をすることがあります。この場合，当社は，分岐装置を発電者または需要者の土地または建物に施設することがあります。 なお，発電者または需要者の電気設備との接続点までは，当社が施設いたします。 (2) 当社は，原則として発電者または需要者の承諾をえて，次により，発電者または需要者の引込口配線を使用して他の発電者から電気を受電または他の需要者へ電気を供給することがあります。 イ　当社は，発電者または需要者の引込口配線から分岐して，他の発電者または他の需要者への連接引込線を施設いたします。この場合，その引込口配線の終端までは共同引込線とし，その管理（材料費の負担を含みます。）は当社が行ないます。また，受電地点または供給地点は，当社が管理を行なう共同引込線の終端に変更いたします。 ロ　イにより当社が管理を行なう共同引込線を改修し，または撤去する場合は，当社が工事を行なうものとし，この場合に生ずる撤去材料は，原則として，発電者または需要者にお返しいたします。また，これにともない新たに施設される共同引込線は，当社の所有とし，当社の負担で施設いたします。
61　中高層集合住宅等における受電方法および供給方法 中高層集合住宅等の場合で，1建物内の2以上の発電場所または需要場所において電気を受電または供給するときには，当社は，原則として共同引込線による1引込みで電気を受電または供給いたします。 なお，技術上その他やむをえない場合は，当社は，発電者または需要者の土地または建物に変圧器等の供給設備を施設し，電気を受電または供給いたします。この場合，変圧器の2次側接続点までは，当社が施設いたします。	**61　中高層集合住宅等における受電方法および供給方法** 中高層集合住宅等の場合で，1建物内の2以上の発電場所または需要場所において電気を受電または供給するときには，当社は，原則として共同引込線による1引込みで電気を受電または供給いたします。 なお，技術上その他やむをえない場合は，当社は，発電者または需要者の土地または建物に変圧器等の供給設備を施設し，電気を受電または供給いたします。この場合，変圧器の2次側接続点までは，当社が施設いたします。
62　引込線の接続 当社の供給設備と発電者または需要者の電気設備との接続は，当社が行ないます。 なお，次の場合には，当社は，実費相当額を契約者または発電契約者から申し受けます。 (1) 契約者または発電契約者の希望によって引込線の位置変更工事を行なう場合 (2) 契約者または発電契約者の希望によって当社の電線路または引込線と発電者または需要者の電気設備との切離しまたは再接続工事を行なう場合	**62　引込線の接続** 当社の供給設備と発電者または需要者の電気設備との接続は，当社が行ないます。 なお，次の場合には，当社は，実費相当額を契約者または発電契約者から申し受けます。 (1) 契約者または発電契約者の希望によって引込線の位置変更工事を行なう場合 (2) 契約者または発電契約者の希望によって当社の電線路または引込線と発電者または需要者の電気設備との切離しまたは再接続工事を行なう場合
63　計量器等の取付け (1) 料金の算定上必要な計量器，その付属装置（計量器箱，変成器，変成器の2次配線および計量情報等を伝送するための通信装置等をいいます。）および区分装置（力率測定時間を区分する装置等をいいます。）については，以下のとおりといたします。ただし，記録型計量器に記録された電力量計の値等を伝送するために当社が発電者または需要者の電気工作物を使用する場合の当該電気工作物は計量器の付属装置とはいたしません。	**63　計量器等の取付け** (1) 料金の算定上必要な計量器，その付属装置（計量器箱，変成器，変成器の2次配線および計量情報等を伝送するための通信装置等をいいます。）および区分装置（力率測定時間を区分する装置等をいいます。）については，以下のとおりといたします。ただし，記録型計量器に記録された電力量計の値等を伝送するために当社が発電者または需要者の電気工作物を使用する場合の当該電気工作物は計量器の付属装置とはいたしません。

託送供給等約款　新旧比較表

託送供給等約款　2024年10月1日実施	託送供給等約款　2025年4月1日実施
イ　接続供給電力量の計量に必要な計量器，その付属装置および区分装置は，原則として，接続送電サービス契約電力等に応じて当社が選定し，かつ，当社の所有とし，当社の負担で取り付けます。ただし，契約者の希望によって計量器の付属装置を施設する場合または変成器の２次配線等でとくに多額の費用を要する場合については，契約者の負担により，契約者で取り付けていただくことがあります。 ロ　発電量調整受電電力量の計量に必要な計量器，その付属装置および区分装置は，原則として，契約受電電力に応じて当社が選定し，かつ，当社の所有とし，当社で取り付けます。この場合，当社は68（受電用計量器等の工事費負担金）の工事費負担金を発電契約者から申し受けます。 (2) 計量器，その付属装置および区分装置の取付位置は，適正な計量ができ，かつ，検査ならびに取付けおよび取外し工事が容易な場所（低圧で受電または供給する場合，原則として屋外といたします。）とし，契約者または発電契約者と当社との協議によって定めます。 また，集合住宅等の場合で，契約者または発電契約者の希望によって計量器，その付属装置および区分装置を建物内に取り付けたときには，契約者または発電契約者と当社との協議により，あらかじめ解錠のための鍵等を提出していただくことがあります。 (3) 計量器，その付属装置および区分装置の取付場所は，発電者または需要者から無償で提供していただきます。また，(1)により契約者または発電契約者が施設するものについては，当社が無償で使用できるものといたします。 (4) 当社は，記録型計量器に記録された電力量計の値等を伝送するために発電者または需要者の電気工作物を使用することがあります。この場合には，当社が無償で使用できるものといたします。 (5) 契約者または発電契約者の希望によって計量器，その付属装置および区分装置の取付位置を変更し，またはこれに準ずる工事をする場合には，当社は，実費相当額を契約者または発電契約者から申し受けます。 (6) 法令により発電量調整受電電力量の計量に必要な計量器およびその付属装置を取り替える場合には，当社は，低圧で受電するときを除き，実費を発電契約者から申し受けます。	イ　接続供給電力量の計量に必要な計量器，その付属装置および区分装置は，原則として，接続送電サービス契約電力等に応じて当社が選定し，かつ，当社の所有とし，当社の負担で取り付けます。ただし，契約者の希望によって計量器の付属装置を施設する場合または変成器の２次配線等でとくに多額の費用を要する場合については，契約者の負担により，契約者で取り付けていただくことがあります。 ロ　発電量調整受電電力量の計量に必要な計量器，その付属装置および区分装置は，原則として，契約受電電力に応じて当社が選定し，かつ，当社の所有とし，当社で取り付けます。この場合，当社は68（受電用計量器等の工事費負担金）の工事費負担金を発電契約者から申し受けます。 (2) 計量器，その付属装置および区分装置の取付位置は，適正な計量ができ，かつ，検査ならびに取付けおよび取外し工事が容易な場所（低圧で受電または供給する場合，原則として屋外といたします。）とし，契約者または発電契約者と当社との協議によって定めます。 また，集合住宅等の場合で，契約者または発電契約者の希望によって計量器，その付属装置および区分装置を建物内に取り付けたときには，契約者または発電契約者と当社との協議により，あらかじめ解錠のための鍵等を提出していただくことがあります。 (3) 計量器，その付属装置および区分装置の取付場所は，発電者または需要者から無償で提供していただきます。また，(1)により契約者または発電契約者が施設するものについては，当社が無償で使用できるものといたします。 (4) 当社は，記録型計量器に記録された電力量計の値等を伝送するために発電者または需要者の電気工作物を使用することがあります。この場合には，当社が無償で使用できるものといたします。 (5) 契約者または発電契約者の希望によって計量器，その付属装置および区分装置の取付位置を変更し，またはこれに準ずる工事をする場合には，当社は，実費相当額を契約者または発電契約者から申し受けます。 (6) 法令により発電量調整受電電力量の計量に必要な計量器およびその付属装置を取り替える場合には，当社は，低圧で受電するときを除き，実費を発電契約者から申し受けます。
64　通信設備等の施設 (1) 給電指令上必要な通信設備等は，当社の所有とし，工事費負担金として申し受ける金額を除き，当社の負担で施設いたします。 (2) 通信設備等の施設場所は，施設工事，検査および保守点検作業が容易な場所とし，契約者または発電契約者と当社との協議によって定めます。 なお，通信設備等の施設場所については，発電者または需要者から無償で提供していただきます。 (3) 契約者または発電契約者の希望によって，通信設備等の施設場所を変更し，またはこれに準ずる工事をする場合には，当社は，実費相当額を契約者または発電契約者から申し受けます。 (4) 系統連系技術要件に定めるＮ－1 電制の実施に必要な装置は，発電契約者で施設していただきます。 なお，施設等に要した費用の実費について，当社から発電契約者にお支払いいたします。	**64　通信設備等の施設** (1) 給電指令上必要な通信設備等は，当社の所有とし，工事費負担金として申し受ける金額を除き，当社の負担で施設いたします。 (2) 通信設備等の施設場所は，施設工事，検査および保守点検作業が容易な場所とし，契約者または発電契約者と当社との協議によって定めます。 なお，通信設備等の施設場所については，発電者または需要者から無償で提供していただきます。 (3) 契約者または発電契約者の希望によって，通信設備等の施設場所を変更し，またはこれに準ずる工事をする場合には，当社は，実費相当額を契約者または発電契約者から申し受けます。 (4) 系統連系技術要件に定めるＮ－1 電制の実施に必要な装置は，発電契約者で施設していただきます。 なお，施設等に要した費用の実費について，当社から発電契約者にお支払いいたします。
65　専用供給設備 (1) 当社は，次の場合には，契約者または発電契約者の専用設備として供給設備を施設いたします。この場合，受電地点への供給設備については67（受電地点への供給	**65　専用供給設備** (1) 当社は，次の場合には，契約者または発電契約者の専用設備として供給設備を施設いたします。この場合，受電地点への供給設備については67（受電地点への供給

託送供給等約款　新旧比較表

託送供給等約款　2024 年 10 月 1 日実施	託送供給等約款　2025 年 4 月 1 日実施
設備の工事費負担金）(2)または(4)の工事費負担金を，供給地点への供給設備については 70（供給地点への供給設備の工事費負担金）(2)の工事費負担金を申し受けます。 イ　契約者または発電契約者がとくに希望され，かつ，当社の供給区域内の需要に対する電気の供給および他の発電者からの受電に支障がないと認められる場合 ロ　44（託送供給等にともなう協力）の場合 ハ　発電者もしくは需要者の施設の保安上の理由，または発電場所，需要場所およびその他周囲の状況から将来においても他に当該供給設備の使用が見込まれない等の事情により，特定の契約者または発電契約者のみが使用されることになる供給設備を専用供給設備として施設することが適当と認められる場合 (2) (1)の専用設備は，受電地点から受電地点に最も近い変電所（受電地点に最も近い変電所が専ら受電のために施設される変電所である場合は，当該変電所から最も近い変電所といたします。）までの電線路または供給地点から供給地点に最も近い変電所までの電線路（配電盤，継電器およびその変電所の受電電圧もしくは供給電圧と同位電圧の母線側断路器またはこれに相当する接続点までを含みます。）に限ります。ただし，特別の事情がある場合は，受電電圧または供給電圧と同位の電線路およびこれに接続する変圧器（1 次電圧側線路開閉器を含みます。）とすることがあります。 (3) (2)において，開閉所および蓄電所は，変電所とみなします。 (4) (1)および(2)において，受電地点とは会社間連系点以外の受電地点をいい，供給地点とは会社間連系点以外の供給地点をいいます。 (5) 当社は，供給設備を 2 以上の契約者または発電契約者が共用する専用供給設備とすることがあります。ただし，(1)イの場合は，次に該当する場合で，いずれの契約者または発電契約者にも承諾をいただいたときに限ります。 イ　2 以上の契約者または発電契約者が同時に申込みをされる場合で，いずれの契約者または発電契約者も，当社が専用供給設備から電気を受電することまたは供給することを希望されるとき。 ロ　契約者または発電契約者が，当社が既に施設されている専用供給設備から電気を受電することまたは供給することを希望される場合	設備の工事費負担金）(2)または(4)の工事費負担金を，供給地点への供給設備については 70（供給地点への供給設備の工事費負担金）(2)の工事費負担金を申し受けます。 イ　契約者または発電契約者がとくに希望され，かつ，当社の供給区域内の需要に対する電気の供給および他の発電者からの受電に支障がないと認められる場合 ロ　44（託送供給等にともなう協力）の場合 ハ　発電者もしくは需要者の施設の保安上の理由，または発電場所，需要場所およびその他周囲の状況から将来においても他に当該供給設備の使用が見込まれない等の事情により，特定の契約者または発電契約者のみが使用されることになる供給設備を専用供給設備として施設することが適当と認められる場合 (2) (1)の専用設備は，受電地点から受電地点に最も近い変電所（受電地点に最も近い変電所が専ら受電のために施設される変電所である場合は，当該変電所から最も近い変電所といたします。）までの電線路または供給地点から供給地点に最も近い変電所までの電線路（配電盤，継電器およびその変電所の受電電圧もしくは供給電圧と同位電圧の母線側断路器またはこれに相当する接続点までを含みます。）に限ります。ただし，特別の事情がある場合は，受電電圧または供給電圧と同位の電線路およびこれに接続する変圧器（1 次電圧側線路開閉器を含みます。）とすることがあります。 (3) (2)において，開閉所および蓄電所は，変電所とみなします。 (4) (1)および(2)において，受電地点とは会社間連系点以外の受電地点をいい，供給地点とは会社間連系点以外の供給地点をいいます。 (5) 当社は，供給設備を 2 以上の契約者または発電契約者が共用する専用供給設備とすることがあります。ただし，(1)イの場合は，次に該当する場合で，いずれの契約者または発電契約者にも承諾をいただいたときに限ります。 イ　2 以上の契約者または発電契約者が同時に申込みをされる場合で，いずれの契約者または発電契約者も，当社が専用供給設備から電気を受電することまたは供給することを希望されるとき。 ロ　契約者または発電契約者が，当社が既に施設されている専用供給設備から電気を受電することまたは供給することを希望される場合
66　電流制限器等の取付け (1) 需要場所の電流制限器等は，当社の所有とし，当社の負担で取り付けます。 (2) 電流制限器等の取付位置は原則として屋内とし，その取付場所は需要者から無償で提供していただきます。 (3) 契約者の希望によって電流制限器等の取付位置を変更し，またはこれに準ずる工事をする場合には，当社は，実費相当額を契約者から申し受けます。	**66　電流制限器等の取付け** (1) 需要場所の電流制限器等は，当社の所有とし，当社の負担で取り付けます。 (2) 電流制限器等の取付位置は原則として屋内とし，その取付場所は需要者から無償で提供していただきます。 (3) 契約者の希望によって電流制限器等の取付位置を変更し，またはこれに準ずる工事をする場合には，当社は，実費相当額を契約者から申し受けます。
Ⅷ　工事費の負担	**Ⅷ　工事費の負担**
67　受電地点への供給設備の工事費負担金 (1) 受電側接続設備の工事費負担金 イ　発電契約者が新たに発電量調整供給を開始し，または契約受電電力を増加される場合で，これにともない新たに受電側接続設備（専用供給設備および予備供給設備を除きます。）を施設するときには，当社は，別表 14（標準設計）に定める設計（以下「標準設計」といいます。）で施設する場合の工事費（以下「標準設計工事費」といいます。）を工事費負担金として発電契約者から申し受けます。 ロ　Ⅷ（工事費の負担）の各項において，受電側接続設備とは，当社が高圧または	**67　受電地点への供給設備の工事費負担金** (1) 受電側接続設備の工事費負担金 イ　発電契約者が新たに発電量調整供給を開始し，または契約受電電力を増加される場合で，これにともない新たに受電側接続設備（専用供給設備および予備供給設備を除きます。）を施設するときには，当社は，別表 14（標準設計）に定める設計（以下「標準設計」といいます。）で施設する場合の工事費（以下「標準設計工事費」といいます。）を工事費負担金として発電契約者から申し受けます。 ロ　Ⅷ（工事費の負担）の各項において，受電側接続設備とは，当社が高圧または

託送供給等約款　新旧比較表

託送供給等約款　2024年10月1日実施	託送供給等約款　2025年4月1日実施
特別高圧で受電する場合において，受電地点からの受電の用に供することを主たる目的とする供給設備であって，変電所（専ら当該受電地点への事故波及の防止等を目的として施設される変電所を除きます。）の引出口に施設される断路器の受電地点側接続点（基幹送電設備から受電側接続設備を分岐する場合は，基幹送電設備の接続点といたします。）から他の変電所（専ら当該受電地点への事故波及の防止等を目的として施設される変電所を除きます。）を経ないで受電地点に至る電線および引込線等をいいます。また，Ⅷ（工事費の負担）の各項において，受電地点とは会社間連系点以外の受電地点をいい，開閉所および蓄電所は，変電所とみなします。	特別高圧で受電する場合において，受電地点からの受電の用に供することを主たる目的とする供給設備であって，変電所（専ら当該受電地点への事故波及の防止等を目的として施設される変電所を除きます。）の引出口に施設される断路器の受電地点側接続点（基幹送電設備から受電側接続設備を分岐する場合は，基幹送電設備の接続点といたします。）から他の変電所（専ら当該受電地点への事故波及の防止等を目的として施設される変電所を除きます。）を経ないで受電地点に至る電線および引込線等をいいます。また，Ⅷ（工事費の負担）の各項において，受電地点とは会社間連系点以外の受電地点をいい，開閉所および蓄電所は，変電所とみなします。
(2) 受電地点への特別供給設備の工事費負担金	(2) 受電地点への特別供給設備の工事費負担金
イ　発電契約者が新たに発電量調整供給を開始し，または契約受電電力を増加される場合で，これにともない当社が新たに受電地点への特別の供給設備を施設するときには，当社は，次の金額を工事費負担金として発電契約者から申し受けます。	イ　発電契約者が新たに発電量調整供給を開始し，または契約受電電力を増加される場合で，これにともない当社が新たに受電地点への特別の供給設備を施設するときには，当社は，次の金額を工事費負担金として発電契約者から申し受けます。
(ｲ) 発電契約者の希望によって標準設計をこえる設計で当社が受電地点への供給設備を施設する場合は，標準設計工事費をこえる金額 なお，標準設計をこえる設計で受電地点への供給設備を施設する場合とは，次のいずれかに該当する場合をいいます。 a　受電に必要な標準設計をこえる電線，支持物等を施設する場合 b　架空受電側接続設備で受電できるにもかかわらず，地中受電側接続設備を施設する場合 c　標準設計による受電側接続設備以外の受電側接続設備により受電する場合 d　その他受電に必要な標準設計をこえる設計で供給設備を施設する場合 また，この場合も，(1)の工事費負担金を申し受けます。	(ｲ) 発電契約者の希望によって標準設計をこえる設計で当社が受電地点への供給設備を施設する場合は，標準設計工事費をこえる金額 なお，標準設計をこえる設計で受電地点への供給設備を施設する場合とは，次のいずれかに該当する場合をいいます。 a　受電に必要な標準設計をこえる電線，支持物等を施設する場合 b　架空受電側接続設備で受電できるにもかかわらず，地中受電側接続設備を施設する場合 c　標準設計による受電側接続設備以外の受電側接続設備により受電する場合 d　その他受電に必要な標準設計をこえる設計で供給設備を施設する場合 また，この場合も，(1)の工事費負担金を申し受けます。
(ﾛ) 65（専用供給設備）によって専用供給設備を施設する場合は，その工事費の全額 なお，この場合には，工事費負担金の対象となる供給設備は，65（専用供給設備）(2)によるものといたします。	(ﾛ) 65（専用供給設備）によって専用供給設備を施設する場合は，その工事費の全額 なお，この場合には，工事費負担金の対象となる供給設備は，65（専用供給設備）(2)によるものといたします。
(ﾊ) 受電地点からの受電の用に供することを主たる目的とする供給設備であって，受電側接続設備以外の供給設備（高圧および特別高圧の供給設備に限ります。また，専用供給設備を除きます。）を施設する場合は，aおよびbの金額 a　当該供給設備の工事費のうち，発電等設備の設置に伴う電力系統の増強及び事業者の費用負担等の在り方に関する指針にもとづき算定した金額 ただし，託送供給等約款(2015年12月18日付け20150731資第41号認可。)65（受電地点への供給設備の工事費負担金）(2)イ(ﾊ)aただし書の適用を受ける場合は，ただし書により算定した金額といたします。 b　発電設備等からの出力により，当社配電用変電所バンクにおいて逆潮流が生じるおそれのある場合で，これに係る措置として当社が新たに供給設備を施設するときには，aにかかわらず，次の金額	(ﾊ) 受電地点からの受電の用に供することを主たる目的とする供給設備であって，受電側接続設備以外の供給設備（高圧および特別高圧の供給設備に限ります。また，専用供給設備を除きます。）を施設する場合は，aおよびbの金額 a　当該供給設備の工事費のうち，発電等設備の設置に伴う電力系統の増強及び事業者の費用負担等の在り方に関する指針にもとづき算定した金額 ただし，託送供給等約款(2015年12月18日付け20150731資第41号認可。)65（受電地点への供給設備の工事費負担金）(2)イ(ﾊ)aただし書の適用を受ける場合は，ただし書により算定した金額といたします。 b　発電設備等からの出力により，当社配電用変電所バンクにおいて逆潮流が生じるおそれのある場合で，これに係る措置として当社が新たに供給設備を施設するときには，aにかかわらず，次の金額
新増加契約受電電力1キロワットにつき　3,850円00銭	新増加契約受電電力1キロワットにつき　3,850円00銭
ロ　受電地点において21（予備送電サービス）を利用される場合で，これにともない当社が新たに予備供給設備を施設するときには，当社は，その工事費の全額を工事費負担金として発電契約者から申し受けます。 なお，この場合には，工事費負担金の対象となる供給設備は，受電側接続設備に該当する供給設備といたします。ただし，予備供給設備を専用供給設備として施設する場合は，65（専用供給設備）(2)によるものといたします。	ロ　受電地点において21（予備送電サービス）を利用される場合で，これにともない当社が新たに予備供給設備を施設するときには，当社は，その工事費の全額を工事費負担金として発電契約者から申し受けます。 なお，この場合には，工事費負担金の対象となる供給設備は，受電側接続設備に該当する供給設備といたします。ただし，予備供給設備を専用供給設備として施設する場合は，65（専用供給設備）(2)によるものといたします。

託送供給等約款　新旧比較表

託送供給等約款　2024年10月1日実施	託送供給等約款　2025年4月1日実施
(3) 受電地点への供給設備を変更する場合の工事費負担金	(3) 受電地点への供給設備を変更する場合の工事費負担金
イ　発電契約者が契約受電電力または予備送電サービス契約電力の増加にともなわないで，発電契約者の希望によって当該受電地点への供給設備を変更する場合は，62（引込線の接続），63（計量器等の取付け）または64（通信設備等の施設）によって実費相当額を申し受ける場合を除き，当社は，その工事費の全額を工事費負担金として発電契約者から申し受けます。	イ　発電契約者が契約受電電力または予備送電サービス契約電力の増加にともなわないで，発電契約者の希望によって当該受電地点への供給設備を変更する場合は，62（引込線の接続），63（計量器等の取付け）または64（通信設備等の施設）によって実費相当額を申し受ける場合を除き，当社は，その工事費の全額を工事費負担金として発電契約者から申し受けます。
	ロ　混雑緩和プロセスにより供給設備を変更する場合は，イにかかわらず，その工事費のうち，発電等設備の設置に伴う電力系統の増強及び事業者の費用負担等の在り方に関する指針にもとづき算定した金額を工事費負担金として発電契約者から申し受けます。
~~ロ~~　44（託送供給等にともなう協力）によって受電地点への供給設備を新たに施設または変更する場合には，当社は，その工事費の全額を工事費負担金として発電契約者から申し受けます。	ハ　44（託送供給等にともなう協力）によって受電地点への供給設備を新たに施設または変更する場合には，当社は，その工事費の全額を工事費負担金として発電契約者から申し受けます。
(4) 発電契約者が新たに発電量調整供給を開始し，または契約受電電力を増加される場合もしくは受電地点への供給設備を変更する場合で，低圧で受電するとき（受電の用に供することを主たる目的とするときに限ります。）は，(2)イ(ｲ)，(ﾛ)および(3)にかかわらず，その受電の用に供することによって必要となる工事費（(2)イ(ﾊ)により申し受ける金額を除きます。）を工事費負担金として発電契約者から申し受けます。	(4) 発電契約者が新たに発電量調整供給を開始し，または契約受電電力を増加される場合もしくは受電地点への供給設備を変更する場合で，低圧で受電するとき（受電の用に供することを主たる目的とするときに限ります。）は，(2)イ(ｲ)，(ﾛ)および(3)にかかわらず，その受電の用に供することによって必要となる工事費（(2)イ(ﾊ)により申し受ける金額を除きます。）を工事費負担金として発電契約者から申し受けます。
(5) 工事費の算定	(5) 工事費の算定
(1)，(2)，(3)および(4)の場合の工事費は，次により算定いたします。	(1)，(2)，(3)および(4)の場合の工事費は，次により算定いたします。
イ　工事費は，発電契約者が標準設計をこえる設計によることを希望される場合を除き，標準設計工事費といたします。	イ　工事費は，発電契約者が標準設計をこえる設計によることを希望される場合を除き，標準設計工事費といたします。
(ｲ) 標準設計工事費は，工事費負担金の対象となる当社の供給設備の工事に要する材料費，工費および諸掛り（測量監督費，補償費および建設分担関連費を含みます。）の合計額といたします。 なお，撤去工事がある場合は，その合計額から撤去後の資材の残存価額を差し引いた金額に，撤去する場合の諸工費（諸掛りを含みます。）を加えた金額といたします。	(ｲ) 標準設計工事費は，工事費負担金の対象となる当社の供給設備の工事に要する材料費，工費および諸掛り（測量監督費，補償費および建設分担関連費を含みます。）の合計額といたします。 なお，撤去工事がある場合は，その合計額から撤去後の資材の残存価額を差し引いた金額に，撤去する場合の諸工費（諸掛りを含みます。）を加えた金額といたします。
(ﾛ) 材料費は払出時の単価（電気事業会計規則に定められた方法によって算出した貯蔵品の払出単価等をいいます。）によって算定いたします。	(ﾛ) 材料費は払出時の単価（電気事業会計規則に定められた方法によって算出した貯蔵品の払出単価等をいいます。）によって算定いたします。
(ﾊ) 土地費（電気事業会計規則に定められた固定資産土地として計上される金額）は，工事費に含みません。ただし，架空受電側接続設備の経過地に当社が地役権を設定する場合は，その設定にともなう費用（地役権の登記に要する費用を除きます。）の50パーセントに相当する金額を工事費に含みます。	(ﾊ) 土地費（電気事業会計規則に定められた固定資産土地として計上される金額）は，工事費に含みません。ただし，架空受電側接続設備の経過地に当社が地役権を設定する場合は，その設定にともなう費用（地役権の登記に要する費用を除きます。）の50パーセントに相当する金額を工事費に含みます。
(ﾆ) 架空受電側接続設備の経過地に建造物を構築しない等架空受電側接続設備に支障を及ぼさないことを条件とする補償契約を締結する場合は，その線下補償費の50パーセントに相当する金額を工事費に含みます。	(ﾆ) 架空受電側接続設備の経過地に建造物を構築しない等架空受電側接続設備に支障を及ぼさないことを条件とする補償契約を締結する場合は，その線下補償費の50パーセントに相当する金額を工事費に含みます。
(ﾎ) 残地補償費は，補償費と明らかに区分されている場合に限り，工事費に含みます。	(ﾎ) 残地補償費は，補償費と明らかに区分されている場合に限り，工事費に含みます。
(ﾍ) 建設分担関連費は，電気事業会計規則等に定められた電気事業固定資産に振り替えられる範囲に限り，工事費に含みます。	(ﾍ) 建設分担関連費は，電気事業会計規則等に定められた電気事業固定資産に振り替えられる範囲に限り，工事費に含みます。
ロ　発電契約者が標準設計をこえる設計によることを希望される場合の工事費は，イに準じて算定いたします。	ロ　発電契約者が標準設計をこえる設計によることを希望される場合の工事費は，イに準じて算定いたします。
ハ　当社が将来の需要を考慮してあらかじめ施設した鉄塔，管路等を利用して受電する場合は，新たに施設される電線路に必要とされる回線数，管路孔数等に応じて次により算定した金額を電線路の工事費に算入いたします。	ハ　当社が将来の需要を考慮してあらかじめ施設した鉄塔，管路等を利用して受電する場合は，新たに施設される電線路に必要とされる回線数，管路孔数等に応じて次により算定した金額を電線路の工事費に算入いたします。

託送供給等約款　新旧比較表

託送供給等約款　2024年10月1日実施	託送供給等約款　2025年4月1日実施
(ｲ) 鉄塔を利用して電気を受電する場合 $\text{工事費} \times \frac{\text{使用回線数}}{\text{施設回線数}}$ (ﾛ) 管路等を利用して電気を受電する場合 $\text{工事費} \times \frac{\text{使用孔数}}{\text{施設孔数－予備孔数}}$ ニ　当社が特別高圧で受電する電気について，使用開始後3年以内の供給設備を利用する場合は，新たに利用される部分を新たに施設される受電側接続設備（特別高圧のノンファーム電源の受電地点に係る発電場所から電気を受電する場合は，変電所相互間を連絡する電線路を除きます。）とみなします。 ホ　(2)イ(ﾊ)の場合，使用開始後3年以内の供給設備を利用するときは，新たに利用される部分を新たに施設される受電側接続設備以外の供給設備（高圧および特別高圧の供給設備に限ります。また，専用供給設備を除きます。なお，ノンファーム電源の受電地点に係る発電場所から電気を受電する場合は，高圧の供給設備および当社が適当であると認めた供給設備に限ります。）とみなします。 ヘ　低圧または高圧で受電する場合で，工事費を当社が定める単位当たりの金額にもとづいて算定することが適当と認められるときは，イまたはロにかかわらず，工事費を当該金額にもとづいて算定いたします。 (6) 受電地点への供給設備の工事費負担金は，受電地点ごとに，発電量調整供給契約ごとに算定いたします。 ただし，2以上の発電契約者が受電地点への供給設備の全部または一部を共用する場合の工事費負担金の算定は，次によります。 イ　2以上の発電契約者から共同して申込みがあった場合，または2以上の発電契約者のうち1の発電契約者が代表して工事費負担金を支払われる旨を申し出られた場合の工事費負担金は，その代表の発電契約者による1申込みとみなして算定いたします。 ロ　2以上の発電契約者から同時に申込みがあった場合の工事費負担金は，発電契約者ごとに算定いたします。この場合，発電契約者ごとの共用部分の工事費は，原則として契約受電電力の比であん分した金額といたします。 (7) 特例区域等の発電契約者が新たに発電量調整供給を開始し，または契約受電電力を増加される場合で，これにともない当社が新たに受電地点への供給設備を施設するときには，当社は，(1)，(2)または(4)にかかわらず，その工事費の全額を工事費負担金として発電契約者から申し受けます。 なお，この場合の工事費負担金は，(2)の場合に準じて算定いたします。	(ｲ) 鉄塔を利用して電気を受電する場合 $\text{工事費} \times \frac{\text{使用回線数}}{\text{施設回線数}}$ (ﾛ) 管路等を利用して電気を受電する場合 $\text{工事費} \times \frac{\text{使用孔数}}{\text{施設孔数－予備孔数}}$ ニ　当社が特別高圧で受電する電気について，使用開始後3年以内の供給設備を利用する場合は，新たに利用される部分を新たに施設される受電側接続設備（特別高圧のノンファーム電源の受電地点に係る発電場所から電気を受電する場合は，変電所相互間を連絡する電線路を除きます。）とみなします。 ホ　(2)イ(ﾊ)の場合，使用開始後3年以内の供給設備を利用するときは，新たに利用される部分を新たに施設される受電側接続設備以外の供給設備（高圧および特別高圧の供給設備に限ります。また，専用供給設備を除きます。なお，ノンファーム電源の受電地点に係る発電場所から電気を受電する場合は，高圧の供給設備および当社が適当であると認めた供給設備に限ります。）とみなします。 ヘ　低圧または高圧で受電する場合で，工事費を当社が定める単位当たりの金額にもとづいて算定することが適当と認められるときは，イまたはロにかかわらず，工事費を当該金額にもとづいて算定いたします。 (6) 受電地点への供給設備の工事費負担金は，受電地点ごとに，発電量調整供給契約ごとに算定いたします。 ただし，2以上の発電契約者が受電地点への供給設備の全部または一部を共用する場合の工事費負担金の算定は，次によります。 イ　2以上の発電契約者から共同して申込みがあった場合，または2以上の発電契約者のうち1の発電契約者が代表して工事費負担金を支払われる旨を申し出られた場合の工事費負担金は，その代表の発電契約者による1申込みとみなして算定いたします。 ロ　2以上の発電契約者から同時に申込みがあった場合の工事費負担金は，発電契約者ごとに算定いたします。この場合，発電契約者ごとの共用部分の工事費は，原則として契約受電電力の比であん分した金額といたします。 (7) 特例区域等の発電契約者が新たに発電量調整供給を開始し，または契約受電電力を増加される場合で，これにともない当社が新たに受電地点への供給設備を施設するときには，当社は，(1)，(2)または(4)にかかわらず，その工事費の全額を工事費負担金として発電契約者から申し受けます。 なお，この場合の工事費負担金は，(2)の場合に準じて算定いたします。
68　受電用計量器等の工事費負担金 発電契約者が新たに発電量調整供給を開始し，または契約受電電力を変更される場合等で，これにともない新たに受電地点における電力量の計量に必要な計量器，その付属装置および区分装置を取り付けるときには，当社は，その工事費の全額を工事費負担金として発電契約者から申し受けます。ただし，低圧で受電する場合で，受電の用に供することを主たる目的とするときには，その受電の用に供することによって必要となる工事費を工事費負担金として発電契約者から申し受けます。	**68　受電用計量器等の工事費負担金** 発電契約者が新たに発電量調整供給を開始し，または契約受電電力を変更される場合等で，これにともない新たに受電地点における電力量の計量に必要な計量器，その付属装置および区分装置を取り付けるときには，当社は，その工事費の全額を工事費負担金として発電契約者から申し受けます。ただし，低圧で受電する場合で，受電の用に供することを主たる目的とするときには，その受電の用に供することによって必要となる工事費を工事費負担金として発電契約者から申し受けます。
69　会社間連系設備の工事費負担金 契約者が新たに託送供給を開始し，または契約受電電力等を増加される場合で，これにともない会社間連系設備（会社間連系点に至る供給設備をいいます。）を新たに施設するときには，当社は，工事費負担金を契約者から申し受けます。この場合，工事費負担金の金額は，工事の内容，接続供給契約または振替供給契約の内容等を基準	**69　会社間連系設備の工事費負担金** 契約者が新たに託送供給を開始し，または契約受電電力等を増加される場合で，これにともない会社間連系設備（会社間連系点に至る供給設備をいいます。）を新たに施設するときには，当社は，工事費負担金を契約者から申し受けます。この場合，工事費負担金の金額は，工事の内容，接続供給契約または振替供給契約の内容等を基準

託送供給等約款　新旧比較表

託送供給等約款　2024年10月1日実施	託送供給等約款　2025年4月1日実施
として，契約者と当社との協議によって定めます。	として，契約者と当社との協議によって定めます。
70　供給地点への供給設備の工事費負担金 (1) 供給側接続設備の工事費負担金 イ　低圧または高圧で供給する場合 (ｲ) 契約者が新たに接続供給を開始し，または接続送電サービス契約電力等を増加される場合（新たに接続供給を開始される場合で，当該接続供給を開始される前から引き続き当社の供給設備を利用され，かつ，下位の供給電圧に変更されるときを除きます。）で，これにともない新たに施設される供給側接続設備（専用供給設備および予備供給設備を除きます。）の工事こう長が架空の場合は1,000メートル，地中の場合は150メートルをこえるときには，当社は，その超過こう長に次の金額を乗じてえた金額を工事費負担金として契約者から申し受けます。この場合，工事費負担金は，供給地点ごとに算定いたします。	**70　供給地点への供給設備の工事費負担金** (1) 供給側接続設備の工事費負担金 イ　低圧または高圧で供給する場合 (ｲ) 契約者が新たに接続供給を開始し，または接続送電サービス契約電力等を増加される場合（新たに接続供給を開始される場合で，当該接続供給を開始される前から引き続き当社の供給設備を利用され，かつ，下位の供給電圧に変更されるときを除きます。）で，これにともない新たに施設される供給側接続設備（専用供給設備および予備供給設備を除きます。）の工事こう長が架空の場合は1,000メートル，地中の場合は150メートルをこえるときには，当社は，その超過こう長に次の金額を乗じてえた金額を工事費負担金として契約者から申し受けます。この場合，工事費負担金は，供給地点ごとに算定いたします。
区　分 / 単　位 / 金　額 架空供給側接続設備の場合 / 超過こう長1メートルにつき / 3,410円00銭 地中供給側接続設備の場合 / 超過こう長1メートルにつき / 27,720円00銭	区　分 / 単　位 / 金　額 架空供給側接続設備の場合 / 超過こう長1メートルにつき / 3,410円00銭 地中供給側接続設備の場合 / 超過こう長1メートルにつき / 27,720円00銭
なお，張替えまたは添架を行なう場合は，架空供給側接続設備についてはその工事こう長の60パーセント，地中供給側接続設備についてはその工事こう長の20パーセントに相当する値を新たに施設される供給側接続設備の工事こう長とみなします。	なお，張替えまたは添架を行なう場合は，架空供給側接続設備についてはその工事こう長の60パーセント，地中供給側接続設備についてはその工事こう長の20パーセントに相当する値を新たに施設される供給側接続設備の工事こう長とみなします。
(ﾛ) 2以上の供給地点に係る供給側接続設備の全部または一部を共用する場合の工事費負担金の算定は，次によります。 a　2以上の契約者から共同して申込みがあった場合，または契約者から2以上の供給地点について申込みがあり，かつ，一括して算定することを希望される場合の工事費負担金の無償こう長は，(ｲ)の無償こう長に供給地点の数を乗じてえた値といたします。 b　2以上の契約者から同時に申込みがあった場合，または契約者から2以上の供給地点について申込みがあり，かつ，一括して算定することを希望されない場合の工事費負担金は，供給地点ごとに算定いたします。この場合，それぞれの供給地点における供給側接続設備の工事こう長については，共用される部分の工事こう長を共用する供給地点の数で除してえた値にその供給地点に係って単独で使用される部分の工事こう長を加えた値を，新たに施設される供給側接続設備の工事こう長といたします。	(ﾛ) 2以上の供給地点に係る供給側接続設備の全部または一部を共用する場合の工事費負担金の算定は，次によります。 a　2以上の契約者から共同して申込みがあった場合，または契約者から2以上の供給地点について申込みがあり，かつ，一括して算定することを希望される場合の工事費負担金の無償こう長は，(ｲ)の無償こう長に供給地点の数を乗じてえた値といたします。 b　2以上の契約者から同時に申込みがあった場合，または契約者から2以上の供給地点について申込みがあり，かつ，一括して算定することを希望されない場合の工事費負担金は，供給地点ごとに算定いたします。この場合，それぞれの供給地点における供給側接続設備の工事こう長については，共用される部分の工事こう長を共用する供給地点の数で除してえた値にその供給地点に係って単独で使用される部分の工事こう長を加えた値を，新たに施設される供給側接続設備の工事こう長といたします。
(ﾊ) 架空供給側接続設備と地中供給側接続設備とをあわせて施設する場合の(ｲ)の超過こう長は，次により算定いたします。 a　地中供給側接続設備の超過こう長は，地中供給側接続設備の工事こう長から地中供給側接続設備の無償こう長を差し引いた値といたします。 b　架空供給側接続設備の超過こう長は，架空供給側接続設備の工事こう長といたします。ただし，地中供給側接続設備の工事こう長が地中供給側接続設備の無償こう長を下回る場合は，次によります。	(ﾊ) 架空供給側接続設備と地中供給側接続設備とをあわせて施設する場合の(ｲ)の超過こう長は，次により算定いたします。 a　地中供給側接続設備の超過こう長は，地中供給側接続設備の工事こう長から地中供給側接続設備の無償こう長を差し引いた値といたします。 b　架空供給側接続設備の超過こう長は，架空供給側接続設備の工事こう長といたします。ただし，地中供給側接続設備の工事こう長が地中供給側接続設備の無償こう長を下回る場合は，次によります。
架空供給側接続設備の超過こう長 ＝ 架空供給側接続設備の工事こう長 － (地中供給側接続設備の無償こう長 － 地中供給側接続設備の工事こう長) × 架空供給側接続設備の無償こう長 ／ 地中供給側接続設備の無償こう長	架空供給側接続設備の超過こう長 ＝ 架空供給側接続設備の工事こう長 － (地中供給側接続設備の無償こう長 － 地中供給側接続設備の工事こう長) × 架空供給側接続設備の無償こう長 ／ 地中供給側接続設備の無償こう長
ロ　特別高圧で供給する場合	ロ　特別高圧で供給する場合

託送供給等約款　新旧比較表

託送供給等約款　2024年10月1日実施

(ｲ) 契約者が新たに接続供給を開始し，または接続送電サービス契約電力を増加される場合（新たに接続供給を開始される場合で，当該接続供給を開始される前から引き続き当社の供給設備を利用され，かつ，下位の供給電圧に変更されるときを除きます。）で，これにともない新たに施設される供給側接続設備（専用供給設備および予備供給設備を除きます。）についてａにより算定される工事費がｂの当社負担額をこえるときには，当社は，その超過額を工事費負担金として契約者から申し受けます。この場合，工事費負担金は，供給地点ごとに算定いたします。

ａ　工　事　費

(a) 架空供給側接続設備の場合　（工事こう長100メートル当たり）

新増加接続送電サービス契約電力 1キロワットにつき	標準電圧　30,000ボルトで供給する場合	352円00銭
	標準電圧　60,000ボルトで供給する場合	176円00銭
	標準電圧　140,000ボルトで供給する場合	88円00銭

なお，標準電圧30,000ボルトで当社が供給する場合で，支持物に電柱を使用するときには，その部分の単価は，上表の該当欄の単価の15パーセントといたします。

(b) 地中供給側接続設備の場合　（工事こう長100メートル当たり）

新増加接続送電サービス契約電力 1キロワットにつき	標準電圧　30,000ボルトで供給する場合	649円00銭
	標準電圧　60,000ボルトで供給する場合	550円00銭
	標準電圧　140,000ボルトで供給する場合	220円00銭

なお，張替えを行なう場合には，その部分の単価は，上表の該当欄の単価の20パーセントといたします。

(c) スポットネットワーク方式で供給するために，当社が新たに地中供給側接続設備を施設する場合の工事費は，(b)にかかわらず，別表15（スポットネットワーク方式の工事費の算式）により算定いたします。

なお，スポットネットワーク方式とは，当社が技術的，経済的に必要と認めた場合に，原則として3回線の当社の電線路から，それぞれの回線ごとに施設していただいた変圧器の2次側母線で常時並行して供給を受ける方式をいいます。

ｂ　当社負担額

新増加接続送電サービス契約電力1キロワットにつき	5,500円00銭

(ﾛ) 契約者が新たに接続供給を開始し，または接続送電サービス契約電力を増加される場合で，使用開始後3年以内の供給設備を利用して当社が供給するときは，新たに利用される部分を新たに施設される供給側接続設備とみなします。

ハ　19（接続送電サービス）(2)ニにより接続送電サービス契約電力を定める供給地点の接続送電サービス契約電力は，この(1)の工事費負担金の算定上，需要者の発電設備の検査，補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気の供給分を含まないものといたします。

ニ　次の言葉は，Ⅷ（工事費の負担）の各項においてそれぞれ次の意味で使用いたします。

(ｲ) 供給側接続設備

供給地点への供給の用に供することを主たる目的とする供給設備であって，

託送供給等約款　2025年4月1日実施

(ｲ) 契約者が新たに接続供給を開始し，または接続送電サービス契約電力を増加される場合（新たに接続供給を開始される場合で，当該接続供給を開始される前から引き続き当社の供給設備を利用され，かつ，下位の供給電圧に変更されるときを除きます。）で，これにともない新たに施設される供給側接続設備（専用供給設備および予備供給設備を除きます。）についてａにより算定される工事費がｂの当社負担額をこえるときには，当社は，その超過額を工事費負担金として契約者から申し受けます。この場合，工事費負担金は，供給地点ごとに算定いたします。

ａ　工　事　費

(a) 架空供給側接続設備の場合　（工事こう長100メートル当たり）

新増加接続送電サービス契約電力 1キロワットにつき	標準電圧　30,000ボルトで供給する場合	352円00銭
	標準電圧　60,000ボルトで供給する場合	176円00銭
	標準電圧　140,000ボルトで供給する場合	88円00銭

なお，標準電圧30,000ボルトで当社が供給する場合で，支持物に電柱を使用するときには，その部分の単価は，上表の該当欄の単価の15パーセントといたします。

また，標準電圧30,000ボルト，60,000ボルトまたは140,000ボルト以外の電圧で当社が供給する場合は，その工事費の全額といたします。

(b) 地中供給側接続設備の場合　（工事こう長100メートル当たり）

新増加接続送電サービス契約電力 1キロワットにつき	標準電圧　30,000ボルトで供給する場合	649円00銭
	標準電圧　60,000ボルトで供給する場合	550円00銭
	標準電圧　140,000ボルトで供給する場合	220円00銭

なお，張替えを行なう場合には，その部分の単価は，上表の該当欄の単価の20パーセントといたします。

また，標準電圧30,000ボルト，60,000ボルトまたは140,000ボルト以外の電圧で当社が供給する場合は，その工事費の全額といたします。

(c) スポットネットワーク方式で供給するために，当社が新たに地中供給側接続設備を施設する場合の工事費は，(b)にかかわらず，別表15（スポットネットワーク方式の工事費の算式）により算定いたします。

なお，スポットネットワーク方式とは，当社が技術的，経済的に必要と認めた場合に，原則として3回線の当社の電線路から，それぞれの回線ごとに施設していただいた変圧器の2次側母線で常時並行して供給を受ける方式をいいます。

ｂ　当社負担額

新増加接続送電サービス契約電力1キロワットにつき	5,500円00銭

(ﾛ) 契約者が新たに接続供給を開始し，または接続送電サービス契約電力を増加される場合で，使用開始後3年以内の供給設備を利用して当社が供給するときは，新たに利用される部分を新たに施設される供給側接続設備とみなします。

ハ　19（接続送電サービス）(2)ニにより接続送電サービス契約電力を定める供給地点の接続送電サービス契約電力は，この(1)の工事費負担金の算定上，需要者の発電設備の検査，補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気の供給分を含まないものといたします。

ニ　次の言葉は，Ⅷ（工事費の負担）の各項においてそれぞれ次の意味で使用いたします。

(ｲ) 供給側接続設備

供給地点への供給の用に供することを主たる目的とする供給設備であって，

託送供給等約款　新旧比較表

託送供給等約款　2024年10月1日実施	託送供給等約款　2025年4月1日実施
発電所または変電所の引出口に施設される断路器の供給地点側接続点（特別高圧の送電線路から供給側接続設備を分岐する場合は，送電線路の接続点といたします。）から他の発電所または変電所を経ないで供給地点に至る電線および引込線等をいいます。	発電所または変電所の引出口に施設される断路器の供給地点側接続点（特別高圧の送電線路から供給側接続設備を分岐する場合は，送電線路の接続点といたします。）から他の発電所または変電所を経ないで供給地点に至る電線および引込線等をいいます。
(ﾛ) 供 給 地 点 会社間連系点以外の供給地点をいいます。	(ﾛ) 供 給 地 点 会社間連系点以外の供給地点をいいます。
(ﾊ) 工事こう長 標準設計にもとづき算定される供給地点から最も近い供給設備までの供給側接続設備のこう長をいい，実際に施設されるこう長とは異なることがあります。 なお，単位は，1メートルとし，その端数は，小数点以下第1位で四捨五入いたします。	(ﾊ) 工事こう長 標準設計にもとづき算定される供給地点から最も近い供給設備までの供給側接続設備のこう長をいい，実際に施設されるこう長とは異なることがあります。 なお，単位は，1メートルとし，その端数は，小数点以下第1位で四捨五入いたします。
ホ　低圧で供給する場合，Ⅷ（工事費の負担）の各項において，接続送電サービス契約電力等を増加される場合とは，次の値が増加する場合といたします。	ホ　低圧で供給する場合，Ⅷ（工事費の負担）の各項において，接続送電サービス契約電力等を増加される場合とは，次の値が増加する場合といたします。
(ｲ) 電灯定額接続送電サービスおよび電灯臨時定額接続送電サービスの場合の契約負荷設備の総容量	(ｲ) 電灯定額接続送電サービスおよび電灯臨時定額接続送電サービスの場合の契約負荷設備の総容量
(ﾛ) 契約電力	(ﾛ) 契約電力
(ﾊ) 契約電流	(ﾊ) 契約電流
(ﾆ) 契約容量	(ﾆ) 契約容量
なお，19（接続送電サービス）(2)イ(ｲ)によって接続送電サービス契約電力を定める場合で，需要場所における主開閉器の定格電流等を増加されるときは，接続送電サービス契約電力等を増加されるものとみなします。	なお，19（接続送電サービス）(2)イ(ｲ)によって接続送電サービス契約電力を定める場合で，需要場所における主開閉器の定格電流等を増加されるときは，接続送電サービス契約電力等を増加されるものとみなします。
また，供給電気方式を交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは200ボルトから交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトに変更される場合は，接続送電サービス契約電力等を増加されるものとみなします。	また，供給電気方式を交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは200ボルトから交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトに変更される場合は，接続送電サービス契約電力等を増加されるものとみなします。
ヘ　高圧で供給する場合で，19（接続送電サービス）(2)イ(ｲ)によって接続送電サービス契約電力を定めるとき（19〔接続送電サービス〕(2)ニで需要者の発電設備の検査，補修または事故〔停電による停止等を含みます。〕により生じた不足電力の補給にあてるための電気の供給分以外の供給分について，19〔接続送電サービス〕(2)イ(ｲ)に準じて定める場合を含みます。）には，Ⅷ（工事費の負担）の各項において，接続送電サービス契約電力等を増加される場合とは，需要場所における受電設備の総容量を増加される場合といたします。	ヘ　高圧で供給する場合で，19（接続送電サービス）(2)イ(ｲ)によって接続送電サービス契約電力を定めるとき（19〔接続送電サービス〕(2)ニで需要者の発電設備の検査，補修または事故〔停電による停止等を含みます。〕により生じた不足電力の補給にあてるための電気の供給分以外の供給分について，19〔接続送電サービス〕(2)イ(ｲ)に準じて定める場合を含みます。）には，Ⅷ（工事費の負担）の各項において，接続送電サービス契約電力等を増加される場合とは，需要場所における受電設備の総容量を増加される場合といたします。
(2) 供給地点への特別供給設備の工事費負担金	(2) 供給地点への特別供給設備の工事費負担金
イ　契約者が新たに接続供給を開始し，または接続送電サービス契約電力等を増加される場合（新たに接続供給を開始される場合で，当該接続供給を開始される前から引き続き当社の供給設備を利用され，かつ，下位の供給電圧に変更されるときを除きます。）で，これにともない当社が新たに供給地点への特別の供給設備を施設するときには，当社は，次の金額を工事費負担金として契約者から申し受けます。	イ　契約者が新たに接続供給を開始し，または接続送電サービス契約電力等を増加される場合（新たに接続供給を開始される場合で，当該接続供給を開始される前から引き続き当社の供給設備を利用され，かつ，下位の供給電圧に変更されるときを除きます。）で，これにともない当社が新たに供給地点への特別の供給設備を施設するときには，当社は，次の金額を工事費負担金として契約者から申し受けます。
(ｲ) 契約者の希望によって標準設計をこえる設計で供給地点への供給設備を施設する場合は，標準設計工事費をこえる金額 なお，標準設計をこえる設計で供給地点への供給設備を施設する場合とは，次のいずれかに該当する場合をいいます。 a　供給に必要な標準設計をこえる電線，支持物等を施設する場合 b　標準設計による供給側接続設備以外の設備により供給設備を施設する場合 c　その他供給に必要な標準設計をこえる設計で供給地点への供給設備を施	(ｲ) 契約者の希望によって標準設計をこえる設計で供給地点への供給設備を施設する場合は，標準設計工事費をこえる金額 なお，標準設計をこえる設計で供給地点への供給設備を施設する場合とは，次のいずれかに該当する場合をいいます。 a　供給に必要な標準設計をこえる電線，支持物等を施設する場合 b　標準設計による供給側接続設備以外の設備により供給設備を施設する場合 c　その他供給に必要な標準設計をこえる設計で供給地点への供給設備を施

託送供給等約款　新旧比較表

託送供給等約款　2024年10月1日実施	託送供給等約款　2025年4月1日実施
設する場合 また，この場合も，(1)の工事費負担金を申し受けます。 (ﾛ) 架空供給側接続設備で供給できるにもかかわらず，契約者の希望によって地中供給側接続設備を施設する場合は，aまたはbの金額 a　標準設計工事費をこえる金額 なお，この場合も，(1)の工事費負担金を申し受けます。 b　供給地点が行政庁から認可，認定等を受けている市街地開発事業等（都市計画法第4条第7項に規定する市街地開発事業その他これらに類する事業をいいます。）に係る区域の場合は，aにかかわらず，その工事費の全額からケーブル，変圧器，開閉器等の工事費を差し引いた金額 (ﾊ) 65（専用供給設備）によって専用供給設備を施設する場合は，その工事費の全額 なお，この場合には，工事費負担金の対象となる供給設備は，65（専用供給設備）(2)によるものといたします。 ロ　19（接続送電サービス）(2)ニにより接続送電サービス契約電力を定める供給地点において需要者の発電設備の検査，補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気の供給のために接続送電サービスを利用される場合または供給地点において予備送電サービスを利用される場合で，これにともない当社が新たに予備供給設備を施設するときには，当社は，その工事費の全額を工事費負担金として契約者から申し受けます。 なお，この場合には，工事費負担金の対象となる供給設備は，供給側接続設備に該当する供給設備といたします。ただし，予備供給設備を専用供給設備として施設する場合は，65（専用供給設備）(2)によるものといたします。 (3) 供給地点への供給設備を変更する場合の工事費負担金 イ　契約者が接続送電サービス契約電力等または予備送電サービス契約電力の増加にともなわないで，契約者の希望によって供給地点への当社の供給設備を変更する場合（新たに接続供給を開始される場合で，当該接続供給を開始される前から引き続き当社の供給設備を利用され，かつ，下位の供給電圧に変更されるときを含みます。）は，62（引込線の接続），63（計量器等の取付け），64（通信設備等の施設）または66（電流制限器等の取付け）によって実費相当額を申し受ける場合を除き，当社は，その工事費の全額を工事費負担金として契約者から申し受けます。 ロ　44（託送供給等にともなう協力）によって供給地点への供給設備を新たに施設または変更する場合には，当社は，その工事費の全額を工事費負担金として契約者から申し受けます。 (4) 工事費の算定 (2)および(3)の場合の工事費は，次により算定いたします。 イ　工事費は，契約者が標準設計をこえる設計によることを希望される場合を除き，標準設計工事費とし，工事費負担金の対象となる当社の供給設備の工事に要する材料費，工費および諸掛り（測量監督費，補償費および建設分担関連費を含みます。）の合計額といたします。 なお，撤去工事がある場合は，その合計額から撤去後の資材の残存価額を差し引いた金額に，撤去する場合の諸工費（諸掛りを含みます。）を加えた金額といたします。 また，算定にあたっては，次のとおりといたします。 (ｲ) 材料費は払出時の単価（電気事業会計規則に定められた方法によって算出した貯蔵品の払出単価等をいいます。）によって算定いたします。	設する場合 また，この場合も，(1)の工事費負担金を申し受けます。 (ﾛ) 架空供給側接続設備で供給できるにもかかわらず，契約者の希望によって地中供給側接続設備を施設する場合は，aまたはbの金額 a　標準設計工事費をこえる金額 なお，この場合も，(1)の工事費負担金を申し受けます。 b　供給地点が行政庁から認可，認定等を受けている市街地開発事業等（都市計画法第4条第7項に規定する市街地開発事業その他これらに類する事業をいいます。）に係る区域の場合は，aにかかわらず，その工事費の全額からケーブル，変圧器，開閉器等の工事費を差し引いた金額 (ﾊ) 65（専用供給設備）によって専用供給設備を施設する場合は，その工事費の全額 なお，この場合には，工事費負担金の対象となる供給設備は，65（専用供給設備）(2)によるものといたします。 ロ　19（接続送電サービス）(2)ニにより接続送電サービス契約電力を定める供給地点において需要者の発電設備の検査，補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気の供給のために接続送電サービスを利用される場合または供給地点において予備送電サービスを利用される場合で，これにともない当社が新たに予備供給設備を施設するときには，当社は，その工事費の全額を工事費負担金として契約者から申し受けます。 なお，この場合には，工事費負担金の対象となる供給設備は，供給側接続設備に該当する供給設備といたします。ただし，予備供給設備を専用供給設備として施設する場合は，65（専用供給設備）(2)によるものといたします。 (3) 供給地点への供給設備を変更する場合の工事費負担金 イ　契約者が接続送電サービス契約電力等または予備送電サービス契約電力の増加にともなわないで，契約者の希望によって供給地点への当社の供給設備を変更する場合（新たに接続供給を開始される場合で，当該接続供給を開始される前から引き続き当社の供給設備を利用され，かつ，下位の供給電圧に変更されるときを含みます。）は，62（引込線の接続），63（計量器等の取付け），64（通信設備等の施設）または66（電流制限器等の取付け）によって実費相当額を申し受ける場合を除き，当社は，その工事費の全額を工事費負担金として契約者から申し受けます。 ロ　44（託送供給等にともなう協力）によって供給地点への供給設備を新たに施設または変更する場合には，当社は，その工事費の全額を工事費負担金として契約者から申し受けます。 (4) 工事費の算定 (2)および(3)の場合の工事費は，次により算定いたします。 イ　工事費は，契約者が標準設計をこえる設計によることを希望される場合を除き，標準設計工事費とし，工事費負担金の対象となる当社の供給設備の工事に要する材料費，工費および諸掛り（測量監督費，補償費および建設分担関連費を含みます。）の合計額といたします。 なお，撤去工事がある場合は，その合計額から撤去後の資材の残存価額を差し引いた金額に，撤去する場合の諸工費（諸掛りを含みます。）を加えた金額といたします。 また，算定にあたっては，次のとおりといたします。 (ｲ) 材料費は払出時の単価（電気事業会計規則に定められた方法によって算出した貯蔵品の払出単価等をいいます。）によって算定いたします。

託送供給等約款　新旧比較表

託送供給等約款　2024年10月1日実施	託送供給等約款　2025年4月1日実施
(ﾛ) 土地費（電気事業会計規則に定められた固定資産土地として計上される金額）は，工事費に含みません。ただし，架空供給側接続設備の経過地に当社が地役権を設定する場合は，その設定にともなう費用（地役権の登記に要する費用を除きます。）の50パーセントに相当する金額を工事費に含みます。	(ﾛ) 土地費（電気事業会計規則に定められた固定資産土地として計上される金額）は，工事費に含みません。ただし，架空供給側接続設備の経過地に当社が地役権を設定する場合は，その設定にともなう費用（地役権の登記に要する費用を除きます。）の50パーセントに相当する金額を工事費に含みます。
(ﾊ) 架空供給側接続設備の経過地に建造物を構築しない等架空供給側接続設備に支障を及ぼさないことを条件とする補償契約を締結する場合は，その線下補償費の50パーセントに相当する金額を工事費に含みます。	(ﾊ) 架空供給側接続設備の経過地に建造物を構築しない等架空供給側接続設備に支障を及ぼさないことを条件とする補償契約を締結する場合は，その線下補償費の50パーセントに相当する金額を工事費に含みます。
(ﾆ) 残地補償費は，補償費と明らかに区分されている場合に限り，工事費に含みます。	(ﾆ) 残地補償費は，補償費と明らかに区分されている場合に限り，工事費に含みます。
(ﾎ) 建設分担関連費は，電気事業会計規則等に定められた電気事業固定資産に振り替えられる範囲に限り，工事費に含みます。	(ﾎ) 建設分担関連費は，電気事業会計規則等に定められた電気事業固定資産に振り替えられる範囲に限り，工事費に含みます。
(ﾍ) 契約者の希望により暫定的に利用される供給設備を施設する場合の工事費は，73（臨時工事費）に準じて算定いたします。	(ﾍ) 契約者の希望により暫定的に利用される供給設備を施設する場合の工事費は，73（臨時工事費）に準じて算定いたします。
ロ　契約者が標準設計をこえる設計によることを希望される場合の工事費は，イに準じて算定いたします。	ロ　契約者が標準設計をこえる設計によることを希望される場合の工事費は，イに準じて算定いたします。
ハ　(2)イ(ｲ)または(ﾛ)aに該当し，かつ，その工事費を(1)イ(ｲ)に定める超過こう長1メートル当たりの金額にもとづいて算定することが適当と認められる~~とき~~は，イおよびロにかかわらず，標準設計をこえる設計で施設される供給設備の工事費および標準設計工事費をいずれも(1)イ(ｲ)にもとづいて算定いたします。この場合，超過こう長1メートル当たりの金額を新たに施設される供給側接続設備の全工事こう長に適用して工事費を算定いたします。	ハ　(2)イ(ｲ)または(ﾛ)aに該当し，かつ，その工事費を(1)イ(ｲ)に定める超過こう長1メートル当たりの金額にもとづいて算定することが適当と認められる場合は，イおよびロにかかわらず，標準設計をこえる設計で施設される供給設備の工事費および標準設計工事費をいずれも(1)イ(ｲ)にもとづいて算定いたします。この場合，超過こう長1メートル当たりの金額を新たに施設される供給側接続設備の全工事こう長に適用して工事費を算定いたします。
ニ　当社が将来の需要を考慮してあらかじめ施設した鉄塔，管路等を利用して供給する場合は，新たに施設される電線路に必要とされる回線数，管路孔数等に応じて次により算定した金額を電線路の工事費に算入いたします。	ニ　当社が将来の需要を考慮してあらかじめ施設した鉄塔，管路等を利用して供給する場合は，新たに施設される電線路に必要とされる回線数，管路孔数等に応じて次により算定した金額を電線路の工事費に算入いたします。
(ｲ) 鉄塔を利用して電気を供給する場合 工事費×$\frac{\text{使用回線数}}{\text{施設回線数}}$	(ｲ) 鉄塔を利用して電気を供給する場合 工事費×$\frac{\text{使用回線数}}{\text{施設回線数}}$
(ﾛ) 管路等を利用して電気を供給する場合 工事費×$\frac{\text{使用孔数}}{\text{施設孔数—予備孔数}}$	(ﾛ) 管路等を利用して電気を供給する場合 工事費×$\frac{\text{使用孔数}}{\text{施設孔数—予備孔数}}$
ホ　当社が特別高圧で供給する電気について，使用開始後3年以内の供給設備を利用する場合は，新たに利用される部分を新たに施設される供給側接続設備とみなします。 なお，この場合の工事費は，(1)ロ(ｲ)aに準じて算定いたします。	ホ　当社が特別高圧で供給する電気について，使用開始後3年以内の供給設備を利用する場合は，新たに利用される部分を新たに施設される供給側接続設備とみなします。 なお，この場合の工事費は，(1)ロ(ｲ)aに準じて算定いたします。
ヘ　(2)ロの場合の工事費は，次のとおりといたします。	ヘ　(2)ロの場合（特別高圧で供給する場合は，標準電圧30,000ボルト，60,000ボルトまたは140,000ボルトで当社が供給するときに限ります。）の工事費は，次のとおりといたします。
(ｲ) 高圧で供給する場合 (1)イ(ｲ)に定める超過こう長1メートル当たりの金額にもとづいて算定することが適当と認められる場合は，イまたはロにかかわらず，その工事費を(1)イ(ｲ)にもとづいて算定いたします。この場合，超過こう長1メートル当たりの金額を新たに施設される供給側接続設備の全工事こう長に適用して算定いたします。	(ｲ) 高圧で供給する場合 (1)イ(ｲ)に定める超過こう長1メートル当たりの金額にもとづいて算定することが適当と認められる場合は，イまたはロにかかわらず，その工事費を(1)イ(ｲ)にもとづいて算定いたします。この場合，超過こう長1メートル当たりの金額を新たに施設される供給側接続設備の全工事こう長に適用して算定いたします。
(ﾛ) 特別高圧で供給する場合 契約者が標準設計をこえる設計によることを希望される場合を除き，イにかかわらず，(1)ロ(ｲ)aおよび(ﾛ)によって算定いたします。	(ﾛ) 特別高圧で供給する場合 契約者が標準設計をこえる設計によることを希望される場合を除き，イにかかわらず，(1)ロ(ｲ)aおよび(ﾛ)によって算定いたします。

託送供給等約款　新旧比較表

託送供給等約款　2024年10月1日実施	託送供給等約款　2025年4月1日実施
なお，21（予備送電サービス）によって当社が供給する場合で，供給側接続設備（専用供給設備および予備供給設備を除きます。）と予備供給設備とをあわせて施設するときの予備供給設備の工事費は，(1)ロ(ｲ) a の該当欄の単価の20パーセントを適用して算定いたします。	なお，21（予備送電サービス）によって当社が供給する場合で，供給側接続設備（専用供給設備および予備供給設備を除きます。）と予備供給設備とをあわせて施設するときの予備供給設備の工事費は，(1)ロ(ｲ) a の該当欄の単価の20パーセントを適用して算定いたします。
ト　低圧または高圧で供給する場合で，工事費を当社が定める単位当たりの金額にもとづいて算定することが適当と認められるとき（ハおよびヘ(ｲ)の場合を除きます。）は，イまたはロにかかわらず，工事費を当該金額にもとづいて算定いたします。	ト　低圧または高圧で供給する場合で，工事費を当社が定める単位当たりの金額にもとづいて算定することが適当と認められるとき（ハおよびヘ(ｲ)の場合を除きます。）は，イまたはロにかかわらず，工事費を当該金額にもとづいて算定いたします。
~~チ~~　特例区域等の契約者が新たに接続供給を開始し，または接続送電サービス契約電力を増加される場合（新たに接続供給を開始される場合で，当該接続供給を開始される前から引き続き当社の供給設備を利用され，かつ，下位の供給電圧に変更されるときを除きます。）で，これにともない当社が新たに供給地点への供給設備を施設するときには，当社は，(1)または(2)にかかわらず，その工事費の全額を工事費負担金として契約者から申し受けます。 なお，この場合の工事費負担金は，(2)の場合に準じて算定いたします。	(5)　特例区域等の契約者が新たに接続供給を開始し，または接続送電サービス契約電力を増加される場合（新たに接続供給を開始される場合で，当該接続供給を開始される前から引き続き当社の供給設備を利用され，かつ，下位の供給電圧に変更されるときを除きます。）で，これにともない当社が新たに供給地点への供給設備を施設するときには，当社は，(1)または(2)にかかわらず，その工事費の全額を工事費負担金として契約者から申し受けます。 なお，この場合の工事費負担金は，(2)の場合に準じて算定いたします。
~~リ~~　分割接続供給の場合の工事費負担金は，(1)，(2)，(3)または~~チ~~に準じて算定し，双方の契約者と当社との協議のうえ，一方または双方の契約者から申し受けます。この場合，工事費負担金の算定上，1供給地点につき，1接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービス契約電力を接続送電サービス契約電力とみなします。	(6)　分割接続供給の場合の供給地点への供給設備の工事費負担金は，(1)，(2)，(3)または(5)に準じて算定し，双方の契約者と当社との協議のうえ，一方または双方の契約者から申し受けます。この場合，工事費負担金の算定上，1供給地点につき，1接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービス契約電力を接続送電サービス契約電力とみなします。
71　工事費負担金の申受けおよび精算 (1)　当社は，工事費負担金を原則として工事着手前に契約者または発電契約者から申し受けます。 なお，9（検討および契約の申込み）(4)にもとづき系統連系保証金を申し受けた場合は，系統連系保証金を工事費負担金に充当いたします。	**71　工事費負担金の申受けおよび精算** (1)　当社は，工事費負担金を原則として工事着手前に契約者または発電契約者から申し受けます。 なお，9（検討および契約の申込み）(4)にもとづき系統連系保証金を申し受けた場合または51（契約の変更）(6)ハにもとづき混雑緩和プロセスに関する保証金を申し受けた場合は，系統連系保証金または混雑緩和プロセスに関する保証金を工事費負担金に充当いたします。
(2)　工事費負担金は，次の場合には，工事完成後すみやかに精算するものといたします。 イ　70（供給地点への供給設備の工事費負担金）(1)にもとづき算定される場合は，次に該当するとき。 (ｲ)　設計変更等により，架空供給側接続設備または地中供給側接続設備のいずれかの工事こう長の変更の差異が5パーセントをこえる場合 (ﾛ)　その他特別の事情により，工事費負担金に差異が生じた場合 ロ　67（受電地点への供給設備の工事費負担金），68（受電用計量器等の工事費負担金），69（会社間連系設備の工事費負担金），70（供給地点への供給設備の工事費負担金）(2)（70〔供給地点への供給設備の工事費負担金〕(1)の超過こう長1メートル当たりの金額にもとづいて工事費を算定する場合は，イに準ずるものといたします。）および70（供給地点への供給設備の工事費負担金）(3)にもとづき算定される場合は，次に該当するとき。 (ｲ)　低圧または高圧で受電または供給する場合 a　設計変更により，電柱（鉄塔，鉄柱を含みます。），電線および変圧器等の主要材料の規格が変更となる場合，または主要材料の数量の変更（低圧引込線を除きます。）の差異が5パーセントをこえる場合 b　設計時と払出時との間で材料費の単価に変動が生じた場合（設計から払出しまでの期間が短いときを除きます。）	(2)　工事費負担金は，次の場合には，工事完成後すみやかに精算するものといたします。 イ　70（供給地点への供給設備の工事費負担金）(1)にもとづき算定される場合は，次に該当するとき。 (ｲ)　設計変更等により，架空供給側接続設備または地中供給側接続設備のいずれかの工事こう長の変更の差異が5パーセントをこえる場合 (ﾛ)　その他特別の事情により，工事費負担金に差異が生じた場合 ロ　67（受電地点への供給設備の工事費負担金），68（受電用計量器等の工事費負担金），69（会社間連系設備の工事費負担金），70（供給地点への供給設備の工事費負担金）(2)（70〔供給地点への供給設備の工事費負担金〕(1)の超過こう長1メートル当たりの金額にもとづいて工事費を算定する場合は，イに準ずるものといたします。）および70（供給地点への供給設備の工事費負担金）(3)にもとづき算定される場合は，次に該当するとき。 (ｲ)　低圧または高圧で受電または供給する場合 a　設計変更により，電柱（鉄塔，鉄柱を含みます。），電線および変圧器等の主要材料の規格が変更となる場合，または主要材料の数量の変更（低圧引込線を除きます。）の差異が5パーセントをこえる場合 b　設計時と払出時との間で材料費の単価に変動が生じた場合（設計から払出しまでの期間が短いときを除きます。）

託送供給等約款　新旧比較表

託送供給等約款　2024年10月1日実施	託送供給等約款　2025年4月1日実施
c　その他特別の事情により，工事費負担金に著しい差異が生じた場合 (ﾛ) 特別高圧で受電または供給する場合 原則としてすべての場合 (3) 当社は，工事費負担金を申し受けて施設した受電側接続設備または供給側接続設備の全部または一部を他の契約者または発電契約者と共用する供給設備として利用することがあります。 なお，当社が特別高圧で受電または供給する電気について，その利用が供給設備の使用開始後3年以内に行なわれる場合で，その受電側接続設備または供給側接続設備を使用開始したときにさかのぼって2以上の契約者または発電契約者が共用する供給設備として算定した場合の工事費負担金が既に申し受けた工事費負担金を下回るときは，その差額をお返しいたします。 (4) 当社は，67（受電地点への供給設備の工事費負担金）(2)イ(ﾊ)に定める供給設備の全部または一部を他の契約者または発電契約者と共用する供給設備として利用することがあります。 なお，当社が受電する電気または特別高圧で供給する電気について，その利用が供給設備の使用開始後3年以内に行なわれる場合で，その供給設備を使用開始したときにさかのぼって2以上の契約者または発電契約者が共用する供給設備として算定した場合の工事費負担金が既に申し受けた工事費負担金を下回るときは，原則としてその差額をお返しいたします。 (5) 当社は，契約者または発電契約者の承諾をえて，専用供給設備を専用供給設備以外の供給設備に変更することがあります。 なお，その変更が供給設備の使用開始後 10 年以内に行なわれる場合は，その専用供給設備を使用開始したときにさかのぼって専用供給設備以外の供給設備として算定した工事費負担金と，既に申し受けた工事費負担金との差額をお返しいたします。 (6) 低圧または高圧で供給する場合，居住用の分譲地として整備された地域等において，原則として1年以内にすべての建物が施設される場合で，すべての供給地点について2以上の契約者が共同して申込みをされたときまたはすべての供給地点について契約者から申込みがあり，かつ，一括して工事費負担金を算定することを希望されるときには，当社は，施設を予定しているすべての建物に対する工事こう長のうち無償こう長に供給地点の数の 70 パーセントの値を乗じてえた値をこえる部分を超過こう長として算定される 70（供給地点への供給設備の工事費負担金）(1)の工事費負担金を当初に申し受けます。 また，工事費負担金契約書（74〔工事費等に関する契約書の作成〕に定める工事費等に関する契約書をいいます。）に定める期日に既に供給を開始している供給地点の数により工事費負担金を精算いたします。この場合の精算の対象となる工事こう長は，共同して申込みをされた供給地点の数と供給を開始した供給地点の数とが異なる場合であっても，施設された供給設備に応じたものといたします。	c　その他特別の事情により，工事費負担金に著しい差異が生じた場合 (ﾛ) 特別高圧で受電または供給する場合 原則としてすべての場合 (3) 当社は，工事費負担金を申し受けて施設した受電側接続設備または供給側接続設備の全部または一部を他の契約者または発電契約者と共用する供給設備として利用することがあります。 なお，当社が特別高圧で受電または供給する電気について，その利用が供給設備の使用開始後3年以内に行なわれる場合で，その受電側接続設備または供給側接続設備を使用開始したときにさかのぼって2以上の契約者または発電契約者が共用する供給設備として算定した場合の工事費負担金が既に申し受けた工事費負担金を下回るときは，その差額をお返しいたします。 (4) 当社は，67（受電地点への供給設備の工事費負担金）(2)イ(ﾊ)に定める供給設備の全部または一部を他の契約者または発電契約者と共用する供給設備として利用することがあります。 なお，当社が受電する電気または特別高圧で供給する電気について，その利用が供給設備の使用開始後3年以内に行なわれる場合で，その供給設備を使用開始したときにさかのぼって2以上の契約者または発電契約者が共用する供給設備として算定した場合の工事費負担金が既に申し受けた工事費負担金を下回るときは，原則としてその差額をお返しいたします。 (5) 当社は，契約者または発電契約者の承諾をえて，専用供給設備を専用供給設備以外の供給設備に変更することがあります。 なお，その変更が供給設備の使用開始後 10 年以内に行なわれる場合は，その専用供給設備を使用開始したときにさかのぼって専用供給設備以外の供給設備として算定した工事費負担金と，既に申し受けた工事費負担金との差額をお返しいたします。 (6) 低圧または高圧で供給する場合，居住用の分譲地として整備された地域等において，原則として1年以内にすべての建物が施設される場合で，すべての供給地点について2以上の契約者が共同して申込みをされたときまたはすべての供給地点について契約者から申込みがあり，かつ，一括して工事費負担金を算定することを希望されるときには，当社は，施設を予定しているすべての建物に対する工事こう長のうち無償こう長に供給地点の数の 70 パーセントの値を乗じてえた値をこえる部分を超過こう長として算定される 70（供給地点への供給設備の工事費負担金）(1)の工事費負担金を当初に申し受けます。 また，工事費負担金契約書（74〔工事費等に関する契約書の作成〕に定める工事費等に関する契約書をいいます。）に定める期日に既に供給を開始している供給地点の数により工事費負担金を精算いたします。この場合の精算の対象となる工事こう長は，共同して申込みをされた供給地点の数と供給を開始した供給地点の数とが異なる場合であっても，施設された供給設備に応じたものといたします。
72　供給開始に至らないで契約を廃止または変更される場合の費用の申受け (1) 託送供給開始に至らないで接続供給契約または振替供給契約を廃止または変更される場合 供給設備の一部または全部を施設した後，契約者または需要者の都合によって託送供給の開始に至らないで接続供給契約または振替供給契約を廃止または変更される場合は，当社は，要した費用の実費を契約者から申し受けます。 なお，実際に供給設備の工事を行なわなかった場合であっても，測量監督等に費用を要したときは，その実費を契約者から申し受けます。	**72　供給開始に至らないで契約を廃止または変更される場合等の費用の申受け** (1) 託送供給開始に至らないで接続供給契約または振替供給契約を廃止または変更される場合 供給設備の一部または全部を施設した後，契約者または需要者の都合によって託送供給の開始に至らないで接続供給契約または振替供給契約を廃止または変更される場合は，当社は，要した費用の実費を契約者から申し受けます。 なお，実際に供給設備の工事を行なわなかった場合であっても，測量監督等に費用を要したときは，その実費を契約者から申し受けます。

託送供給等約款　新旧比較表

託送供給等約款　2024 年 10 月 1 日実施	託送供給等約款　2025 年 4 月 1 日実施
また，分割接続供給の場合は，要した費用の実費を双方の契約者と当社との協議のうえ，一方または双方の契約者から申し受けます。 (2) 発電量調整供給開始に至らないで発電量調整供給契約を廃止または変更される場合 供給設備の一部または全部を施設した後，発電契約者または発電者の都合によって発電量調整供給の開始に至らないで発電量調整供給契約を廃止または変更される場合等は，当社は，要した費用の実費を発電契約者から申し受けます。ただし，発電契約者との間で電源接続案件一括検討プロセスにもとづき工事費負担金補償金を定める場合は，供給設備の工事を行なう前であっても，原則としてその金額を発電契約者から申し受けます。 なお，電力広域的運営推進機関送配電等業務指針に定める保証金を返還する事情に該当する場合は，当社は，系統連系保証金をお返しいたします。 また，実際に供給設備の工事を行なわなかった場合であっても，測量監督等に費用を要したときは，その実費を発電契約者から申し受けます。	また，分割接続供給の場合は，要した費用の実費を双方の契約者と当社との協議のうえ，一方または双方の契約者から申し受けます。 (2) 発電量調整供給開始に至らないで発電量調整供給契約を廃止または変更される場合 供給設備の一部または全部を施設した後，発電契約者または発電者の都合によって発電量調整供給の開始に至らないで発電量調整供給契約を廃止または変更される場合等は，当社は，要した費用の実費を発電契約者から申し受けます。ただし，発電契約者との間で電源接続案件一括検討プロセスにもとづき工事費負担金補償金を定める場合は，供給設備の工事を行なう前であっても，原則としてその金額を発電契約者から申し受けます。 なお，電力広域的運営推進機関送配電等業務指針に定める保証金を返還する事情に該当する場合は，当社は，系統連系保証金をお返しいたします。 また，実際に供給設備の工事を行なわなかった場合であっても，測量監督等に費用を要したときは，その実費を発電契約者から申し受けます。 (3) 混雑緩和プロセスにともなう供給設備の変更を中止される場合等の費用の申受け 混雑緩和プロセスにともない供給設備の一部または全部を変更した後，発電契約者または発電者の都合によって供給設備の変更を中止される場合等は，当社は，要した費用の実費を発電契約者から申し受けます。ただし，発電契約者との間で混雑緩和プロセスにもとづき工事費負担金補償金を定める場合は，供給設備の工事を行なう前であっても，原則としてその金額を発電契約者から申し受けます。 なお，電力広域的運営推進機関送配電等業務指針に定める混雑緩和プロセスに関する保証金を返還する事情に該当する場合は，当社は，混雑緩和プロセスに関する保証金をお返しいたします。 また，実際に供給設備の工事を行なわなかった場合であっても，測量監督等に費用を要したときは，その実費を発電契約者から申し受けます。
73　臨時工事費 (1) 20（臨時接続送電サービス）によって供給する場合で，これにともない新たに供給設備を施設するときには，当社は，新たに施設する供給設備の工事費にその設備を撤去する場合の諸工費（諸掛りを含みます。）を加えた金額から，その撤去後の資材の残存価額を差し引いた金額を，臨時工事費として，契約者から，原則として工事着手前に申し受けます。 なお，低圧または高圧で供給する場合，撤去後の資材の残存価額は，変圧器，開閉器等の機器についてはその価額の 95 パーセント，その他の設備についてはその価額の 50 パーセントといたします。 また，特別高圧で供給する場合，原則として，撤去後の資材のうち変圧器，開閉器等の機器については，契約使用期間 1 月（1 月未満は，1 月といたします。）につきその価額の 1 パーセントを差し引いた金額を残存価額といたします。 (2) 臨時工事費を申し受ける場合は，70（供給地点への供給設備の工事費負担金）の工事費負担金は申し受けません。 (3) 低圧または高圧で供給する場合，新たに施設する供給設備のうち，当社が将来の需要等を考慮して常置し，かつ，無償こう長に相当する部分については臨時工事費を申し受けません。 (4) 分割接続供給の場合の臨時工事費は，(1)，(2)または(3)に準じて算定し，双方の契約者と当社との協議のうえ，一方または双方の契約者から申し受けます。 (5) 臨時工事費の精算は，71（工事費負担金の申受けおよび精算）(2)ロの場合に準	**73　臨時工事費** (1) 20（臨時接続送電サービス）によって供給する場合で，これにともない新たに供給設備を施設するときには，当社は，新たに施設する供給設備の工事費にその設備を撤去する場合の諸工費（諸掛りを含みます。）を加えた金額から，その撤去後の資材の残存価額を差し引いた金額を，臨時工事費として，契約者から，原則として工事着手前に申し受けます。 なお，低圧または高圧で供給する場合，撤去後の資材の残存価額は，変圧器，開閉器等の機器についてはその価額の 95 パーセント，その他の設備についてはその価額の 50 パーセントといたします。 また，特別高圧で供給する場合，原則として，撤去後の資材のうち変圧器，開閉器等の機器については，契約使用期間 1 月（1 月未満は，1 月といたします。）につきその価額の 1 パーセントを差し引いた金額を残存価額といたします。 (2) 臨時工事費を申し受ける場合は，70（供給地点への供給設備の工事費負担金）の工事費負担金は申し受けません。 (3) 低圧または高圧で供給する場合，新たに施設する供給設備のうち，当社が将来の需要等を考慮して常置し，かつ，無償こう長に相当する部分については臨時工事費を申し受けません。 (4) 分割接続供給の場合の臨時工事費は，(1)，(2)または(3)に準じて算定し，双方の契約者と当社との協議のうえ，一方または双方の契約者から申し受けます。 (5) 臨時工事費の精算は，71（工事費負担金の申受けおよび精算）(2)ロの場合に準

託送供給等約款　新旧比較表

託送供給等約款　2024 年 10 月 1 日実施	託送供給等約款　2025 年 4 月 1 日実施
ずるものといたします。	ずるものといたします。
74　工事費等に関する契約書の作成 当社は，契約者もしくは発電契約者が希望される場合または当社が必要とする場合は，工事費等に関する必要な事項について，原則として工事着手前に，契約書を作成いたします。	**74　工事費等に関する契約書の作成** 当社は，契約者もしくは発電契約者が希望される場合または当社が必要とする場合は，工事費等に関する必要な事項について，原則として工事着手前に，契約書を作成いたします。
Ⅸ　保　　安	**Ⅸ　保　　安**
75　保安の責任 当社は，受電地点に至るまでの供給設備および供給地点に至るまでの供給設備（当社が所有権を有さない設備を除きます。）ならびに計量器等発電場所内および需要場所内の当社の電気工作物について，保安の責任を負います。	**75　保安の責任** 当社は，受電地点に至るまでの供給設備および供給地点に至るまでの供給設備（当社が所有権を有さない設備を除きます。）ならびに計量器等発電場所内および需要場所内の当社の電気工作物について，保安の責任を負います。
76　保安等に対する発電者および需要者の協力 (1) 次の場合には，発電者または需要者からすみやかにその旨を当社に通知していただきます。この場合には，当社は，ただちに適当な処置をいたします。 イ　発電者または需要者が，引込線，計量器等その発電場所内および需要場所内の当社の電気工作物に異状もしくは故障があり，または異状もしくは故障が生ずるおそれがあると認めた場合 ロ　発電者または需要者が，発電者または需要者の電気工作物に異状もしくは故障があり，または異状もしくは故障が生ずるおそれがあり，それが当社の供給設備に影響を及ぼすおそれがあると認めた場合 (2) 発電者または需要者が，当社の供給設備を使用しないことが明らかな場合で，当社が保安上必要と認めるときは，その期間について，当社は，(1)に準じて，適当な処置をいたします。 (3) 発電者または需要者が，当社の供給設備に直接影響を及ぼすような物件の設置，変更または修繕工事をされる場合および物件の設置，変更または修繕工事をされた後，その物件が当社の供給設備に直接影響を及ぼすこととなった場合には，その内容を当社に通知していただきます。この場合において，保安上とくに必要があるときには，当社は，発電者または需要者にその内容の変更をしていただくことがあります。 (4) 当社は，必要に応じて，託送供給または発電量調整供給の開始に先だち，接続供給電力または発電量調整受電電力をしゃ断する開閉器の操作方法等について，発電者および需要者と協議を行ないます。	**76　保安等に対する発電者および需要者の協力** (1) 次の場合には，発電者または需要者からすみやかにその旨を当社に通知していただきます。この場合には，当社は，ただちに適当な処置をいたします。 イ　発電者または需要者が，引込線，計量器等その発電場所内および需要場所内の当社の電気工作物に異状もしくは故障があり，または異状もしくは故障が生ずるおそれがあると認めた場合 ロ　発電者または需要者が，発電者または需要者の電気工作物に異状もしくは故障があり，または異状もしくは故障が生ずるおそれがあり，それが当社の供給設備に影響を及ぼすおそれがあると認めた場合 (2) 発電者または需要者が，当社の供給設備を使用しないことが明らかな場合で，当社が保安上必要と認めるときは，その期間について，当社は，(1)に準じて，適当な処置をいたします。 (3) 発電者または需要者が，当社の供給設備に直接影響を及ぼすような物件の設置，変更または修繕工事をされる場合および物件の設置，変更または修繕工事をされた後，その物件が当社の供給設備に直接影響を及ぼすこととなった場合には，その内容を当社に通知していただきます。この場合において，保安上とくに必要があるときには，当社は，発電者または需要者にその内容の変更をしていただくことがあります。 (4) 当社は，必要に応じて，託送供給または発電量調整供給の開始に先だち，接続供給電力または発電量調整受電電力をしゃ断する開閉器の操作方法等について，発電者および需要者と協議を行ないます。
77　調　　査 (1) 当社は，法令で定めるところにより，需要者の電気工作物が技術基準に適合しているかどうかを調査いたします。 なお，需要者の求めに応じ，係員は，所定の証明書を提示いたします。 (2) 調査は，次の事項について行ないます。ただし，必要がないと認められる場合には，その一部を省略することがあります。 イ　絶縁抵抗値または漏えい電流値の測定 ロ　接地抵抗値の測定 ハ　点検 (3) 当社は，(1)の調査の結果，技術基準に適合していると認めるときはその旨を，適合していないと認めるときは技術基準に適合させるためにとるべき措置およびその措置をとらなかった場合に生ずると予想される結果を，需要者にお知らせいたします。	**77　調　　査** (1) 当社は，法令で定めるところにより，需要者の電気工作物が技術基準に適合しているかどうかを調査いたします。 なお，需要者の求めに応じ，係員は，所定の証明書を提示いたします。 (2) 調査は，次の事項について行ないます。ただし，必要がないと認められる場合には，その一部を省略することがあります。 イ　絶縁抵抗値または漏えい電流値の測定 ロ　接地抵抗値の測定 ハ　点検 (3) 当社は，(1)の調査の結果，技術基準に適合していると認めるときはその旨を，適合していないと認めるときは技術基準に適合させるためにとるべき措置およびその措置をとらなかった場合に生ずると予想される結果を，需要者にお知らせいたします。

託送供給等約款　新旧比較表

託送供給等約款　2024年10月1日実施	託送供給等約款　2025年4月1日実施
なお，調査結果の通知は，調査年月日，係員，調査についての照会先等を記載した文書により，原則として調査時に行ないます。	なお，調査結果の通知は，調査年月日，係員，調査についての照会先等を記載した文書により，原則として調査時に行ないます。
78　調査等の委託 (1) 当社は，77（調査）の業務の全部または一部を経済産業大臣の登録を受けた調査機関（以下「登録調査機関」といいます。）に委託することがあります。 (2) 当社は，(1)によって委託した場合には，委託先の名称，所在地および委託した業務内容等を記載した文書等により，需要者にお知らせいたします。	**78　調査等の委託** (1) 当社は，77（調査）の業務の全部または一部を経済産業大臣の登録を受けた調査機関（以下「登録調査機関」といいます。）に委託することがあります。 (2) 当社は，(1)によって委託した場合には，委託先の名称，所在地および委託した業務内容等を記載した文書等により，需要者にお知らせいたします。
79　調査に対する需要者の協力 (1) 需要者が電気工作物の変更の工事を行なった場合には，その工事が完成したとき，すみやかにその旨を当社または登録調査機関に通知していただきます。 (2) 当社は，77（調査）(1)により調査を行なうにあたり，必要があるときは，需要者の承諾をえて電気工作物の配線図を提示していただきます。	**79　調査に対する需要者の協力** (1) 需要者が電気工作物の変更の工事を行なった場合には，その工事が完成したとき，すみやかにその旨を当社または登録調査機関に通知していただきます。 (2) 当社は，77（調査）(1)により調査を行なうにあたり，必要があるときは，需要者の承諾をえて電気工作物の配線図を提示していただきます。
80　検査または工事の受託 (1) 低圧で供給する場合，契約者または需要者は，保安上必要な電気工作物の検査を当社に申し込むことができます。 (2) (1)の申込みを受けた場合には，当社は，すみやかに検査を行ないます。この場合には，当社は，検査料として実費を申し受けます。ただし，軽易なものについては，無料とすることがあります。 (3) 低圧で供給する場合，契約者または需要者は，保安上必要な電気工作物の工事を当社に申し込むことができます。 (4) (3)の申込みを受けた場合には，当社は，できる限りこれを受託いたします。受託したときには，当社は，実費を申し受けます。ただし，電線被覆損傷箇所のテープ巻き等の軽易なものについては，材料費（消耗品を除きます。）のみを申し受けます。	**80　検査または工事の受託** (1) 低圧で供給する場合，契約者または需要者は，保安上必要な電気工作物の検査を当社に申し込むことができます。 (2) (1)の申込みを受けた場合には，当社は，すみやかに検査を行ないます。この場合には，当社は，検査料として実費を申し受けます。ただし，軽易なものについては，無料とすることがあります。 (3) 低圧で供給する場合，契約者または需要者は，保安上必要な電気工作物の工事を当社に申し込むことができます。 (4) (3)の申込みを受けた場合には，当社は，できる限りこれを受託いたします。受託したときには，当社は，実費を申し受けます。ただし，電線被覆損傷箇所のテープ巻き等の軽易なものについては，材料費（消耗品を除きます。）のみを申し受けます。
81　自家用電気工作物 需要者の電気工作物のうち自家用電気工作物については，この約款のうち次のものは，適用いたしません。 (1) 77（調査） (2) 78（調査等の委託） (3) 79（調査に対する需要者の協力） (4) 80（検査または工事の受託）	**81　自家用電気工作物** 需要者の電気工作物のうち自家用電気工作物については，この約款のうち次のものは，適用いたしません。 (1) 77（調査） (2) 78（調査等の委託） (3) 79（調査に対する需要者の協力） (4) 80（検査または工事の受託）
附　　則	**附　　則**
1　実 施 期 日 この約款は，~~2024~~年~~10~~月1日から実施いたします。	**1　実 施 期 日** この約款は，2025年4月1日から実施いたします。
2　標準周波数についての特別措置 この約款実施の際現に次の区域内で標準周波数60ヘルツで電気を供給している区域については，当分の間，標準周波数60ヘルツで供給いたします。 新潟県佐渡市，妙高市および糸魚川市	**2　標準周波数についての特別措置** この約款実施の際現に次の区域内で標準周波数60ヘルツで電気を供給している区域については，当分の間，標準周波数60ヘルツで供給いたします。 新潟県佐渡市，妙高市および糸魚川市
3　受電電気方式，供給電気方式，受電電圧および供給電圧についての特別措置 受電電気方式，供給電気方式，受電電圧および供給電圧については，当社の供給設備の都合でやむをえない場合には，当分の間，本則にかかわらず交流3相3線式標準電圧3,000ボルトまたは20,000ボルトで託送供給等を行なうことがあります。この場合において，料金その他の供給条件は，3,000ボルトで託送供給等を行なうときには高圧で託送供給等を行なう場合に，また，20,000ボルトで託送供給等を行なうときには	**3　受電電気方式，供給電気方式，受電電圧および供給電圧についての特別措置** 受電電気方式，供給電気方式，受電電圧および供給電圧については，当社の供給設備の都合でやむをえない場合には，当分の間，本則にかかわらず交流3相3線式標準電圧3,000ボルトまたは20,000ボルトで託送供給等を行なうことがあります。この場合において，料金その他の供給条件は，3,000ボルトで託送供給等を行なうときには高圧で託送供給等を行なう場合に，また，20,000ボルトで託送供給等を行なうときには

託送供給等約款　新旧比較表

託送供給等約款　2024年10月1日実施	託送供給等約款　2025年4月1日実施
標準電圧30,000ボルトで託送供給等を行なう場合に準ずるものといたします。	標準電圧30,000ボルトで託送供給等を行なう場合に準ずるものといたします。
4　揚水発電設備等が設置された需要場所に接続供給を行なう場合の特別措置 (1)に定める適用範囲に該当する接続供給契約で，あらかじめ契約者から申出がある場合は，料金および必要となるその他の供給条件は次のとおりといたします。 (1) 適 用 範 囲 イ　~~揚水発電設備または蓄電池（以下「揚水発電設備等」といいます。）~~が設置された需要場所に供給され揚水または蓄電された接続供給に係る電気が，当該需要場所以外の需要場所に託送供給される場合であること。 ロ　イの接続供給に係る電気と，それ以外の電気（揚水発電設備等が設置された需要場所内で使用される電気や揚水発電設備等が設置された需要場所内で発電または放電された電気等をいいます。）とを，物理的に区分する等，何らかの方法で明確に区分が可能となるよう措置されており，(ｲ)および(ﾛ)を明確に区分して定めることが可能であること。ただし，技術上，経済上，やむをえない場合等特別の事情がある場合は，(ｲ)および(ﾛ)をあらかじめ契約者と当社との協議により定めることがあります。 (ｲ) 当該供給地点におけるイの接続供給に係る電気に相当する最大電力（キロワット），最大電流（アンペア）または最大容量（キロボルトアンペア）（以下「揚水最大電力等」といいます。）およびそれ以外の電気の最大電力，最大電流または最大容量（以下「その他最大電力等」といいます。） (ﾛ) 当該供給地点におけるイの接続供給に係る電気に相当する電力量（以下「揚水等接続供給電力量」といいます。）およびそれ以外の電気の電力量（以下「その他接続供給電力量」といいます。） ハ　イおよびロにおける揚水発電設備等については，あらかじめ定められた順序または手続き等にしたがって揚水または蓄電および発電または放電を制御することが可能なものであること。 (2) 接続送電サービス料金または臨時接続送電サービス料金 接続送電サービス料金または臨時接続送電サービス料金は，供給地点ごとに，あらかじめ1年ごとに契約者と当社との協議により揚水発電設備等における揚水または蓄電および発電等に係る電気の損失率（以下「揚水等損失率」といいます。）を定め，19（接続送電サービス）(3)イ(ﾛ)ｃ，(ﾊ)ｃ，(ﾆ)ｃ，(ﾎ)ｃ，(ﾍ)ｃ，(ﾄ)ｃ，ロ(ｲ)ｃ，(ﾛ)ｃ，(ﾊ)ｃ，ハ(ｲ)ｃ，(ﾛ)ｃもしくは(ﾊ)ｃ，または，20（臨時接続送電サービス）(3)イ(ﾛ)ｃ，(ﾆ)ｃ，ロ(ﾊ)もしくはハ(ﾊ)の適用にあたっては，接続送電サービス料金または臨時接続送電サービス料金の算定上，イ(ｲ)または(ﾛ)により，接続供給課金対象電力または接続供給課金対象電力量を定め，接続送電サービス契約電力，接続送電サービス契約電流，接続送電サービス契約容量，臨時接続送電サービス契約電流，臨時接続送電サービス契約容量もしくは臨時接続送電サービス契約電力または接続供給電力量に代えて適用いたします。 なお，高圧または特別高圧で供給する場合で，1年を通じて最大需要電力等が夜間時間に発生するときのピークシフト電力は，19（接続送電サービス）(4)ロにかかわらず，ロといたします。 イ　接続供給課金対象電力または接続供給課金対象電力量 (ｲ) 接続供給課金対象電力 当該供給地点における接続供給課金対象電力（キロワット）は，次のとおりといたします。ただし，接続供給課金対象電力の算定上，10アンペアを1キロワットと，1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。	**4　揚水発電設備等が設置された需要場所に接続供給を行なう場合の特別措置** (1)に定める適用範囲に該当する接続供給契約で，あらかじめ契約者から申出がある場合は，料金および必要となるその他の供給条件は次のとおりといたします。 (1) 適 用 範 囲 イ　揚水発電設備等が設置された需要場所に供給され揚水または蓄電された接続供給に係る電気が，当該需要場所以外の需要場所に託送供給される場合であること。 ロ　イの接続供給に係る電気と，それ以外の電気（揚水発電設備等が設置された需要場所内で使用される電気や揚水発電設備等が設置された需要場所内で発電または放電された電気等をいいます。）とを，物理的に区分する等，何らかの方法で明確に区分が可能となるよう措置されており，(ｲ)および(ﾛ)を明確に区分して定めることが可能であること。ただし，技術上，経済上，やむをえない場合等特別の事情がある場合は，(ｲ)および(ﾛ)をあらかじめ契約者と当社との協議により定めることがあります。 (ｲ) 当該供給地点におけるイの接続供給に係る電気に相当する最大電力（キロワット），最大電流（アンペア）または最大容量（キロボルトアンペア）（以下「揚水最大電力等」といいます。）およびそれ以外の電気の最大電力，最大電流または最大容量（以下「その他最大電力等」といいます。） (ﾛ) 当該供給地点におけるイの接続供給に係る電気に相当する電力量（以下「揚水等接続供給電力量」といいます。）およびそれ以外の電気の電力量（以下「その他接続供給電力量」といいます。） ハ　イおよびロにおける揚水発電設備等については，あらかじめ定められた順序または手続き等にしたがって揚水または蓄電および発電または放電を制御することが可能なものであること。 (2) 接続送電サービス料金または臨時接続送電サービス料金 接続送電サービス料金または臨時接続送電サービス料金は，供給地点ごとに，あらかじめ1年ごとに契約者と当社との協議により揚水発電設備等における揚水または蓄電および発電等に係る電気の損失率（以下「揚水等損失率」といいます。）を定め，19（接続送電サービス）(3)イ(ﾛ)ｃ，(ﾊ)ｃ，(ﾆ)ｃ，(ﾎ)ｃ，(ﾍ)ｃ，(ﾄ)ｃ，ロ(ｲ)ｃ，(ﾛ)ｃ，(ﾊ)ｃ，ハ(ｲ)ｃ，(ﾛ)ｃもしくは(ﾊ)ｃ，または，20（臨時接続送電サービス）(3)イ(ﾛ)ｃ，(ﾆ)ｃ，ロ(ﾊ)もしくはハ(ﾊ)の適用にあたっては，接続送電サービス料金または臨時接続送電サービス料金の算定上，イ(ｲ)または(ﾛ)により，接続供給課金対象電力または接続供給課金対象電力量を定め，接続送電サービス契約電力，接続送電サービス契約電流，接続送電サービス契約容量，臨時接続送電サービス契約電流，臨時接続送電サービス契約容量もしくは臨時接続送電サービス契約電力または接続供給電力量に代えて適用いたします。 なお，高圧または特別高圧で供給する場合で，1年を通じて最大需要電力等が夜間時間に発生するときのピークシフト電力は，19（接続送電サービス）(4)ロにかかわらず，ロといたします。 イ　接続供給課金対象電力または接続供給課金対象電力量 (ｲ) 接続供給課金対象電力 当該供給地点における接続供給課金対象電力（キロワット）は，次のとおりといたします。ただし，接続供給課金対象電力の算定上，10アンペアを1キロワットと，1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。

託送供給等約款　新旧比較表

託送供給等約款　2024年10月1日実施	託送供給等約款　2025年4月1日実施
接続供給課金対象電力 ＝ 揚水最大電力等 × 揚水等損失率 ＋ その他最大電力等	接続供給課金対象電力 ＝ 揚水最大電力等 × 揚水等損失率 ＋ その他最大電力等
(ﾛ) 接続供給課金対象電力量 当該供給地点における接続供給課金対象電力量は，次のとおりといたします。	(ﾛ) 接続供給課金対象電力量 当該供給地点における接続供給課金対象電力量は，次のとおりといたします。
接続供給課金対象電力量 ＝ 揚水等接続供給電力量 × 揚水等損失率 ＋ その他接続供給電力量	接続供給課金対象電力量 ＝ 揚水等接続供給電力量 × 揚水等損失率 ＋ その他接続供給電力量
ロ　1年を通じての最大需要電力等が夜間時間に発生する場合のピークシフト電力 高圧または特別高圧で供給する場合のピークシフト電力は，需要者の負荷移行により昼間時間から夜間時間に移行された増分電力をいい，その需要者の接続送電サービス契約電力からその需要者の1年を通じての昼間時間における接続供給電力の最大値を差し引いた値を上限として，夜間時間に移行する負荷設備の容量（キロワット），揚水最大電力等およびその他最大電力等ならびに揚水等損失率等にもとづき，あらかじめ契約者と当社との協議によって定めます。 なお，各月の昼間時間における接続供給電力の最大値の実績等から，ピークシフト電力が不適当と認められる場合には，すみやかにピークシフト電力を適正なものに変更していただきます。	ロ　1年を通じての最大需要電力等が夜間時間に発生する場合のピークシフト電力 高圧または特別高圧で供給する場合のピークシフト電力は，需要者の負荷移行により昼間時間から夜間時間に移行された増分電力をいい，その需要者の接続送電サービス契約電力からその需要者の1年を通じての昼間時間における接続供給電力の最大値を差し引いた値を上限として，夜間時間に移行する負荷設備の容量（キロワット），揚水最大電力等およびその他最大電力等ならびに揚水等損失率等にもとづき，あらかじめ契約者と当社との協議によって定めます。 なお，各月の昼間時間における接続供給電力の最大値の実績等から，ピークシフト電力が不適当と認められる場合には，すみやかにピークシフト電力を適正なものに変更していただきます。
ハ　そ　の　他 (ｲ) 19（接続送電サービス）(3)イ(ｲ) a に該当する場合は，19（接続送電サービス）(3)イ(ﾛ) a，(ﾊ) a または(ﾆ) a にかかわらず，電灯標準接続送電サービス，電灯時間帯別接続送電サービスまたは電灯従量接続送電サービス（自己等への電気の供給の用に供する接続供給の場合に限ります。）を適用いたします。 (ﾛ) 20（臨時接続送電サービス）(3)イ(ｲ) a に該当する場合は，20（臨時接続送電サービス）(3)イ(ﾛ) a にかかわらず，電灯臨時接続送電サービスを適用いたします。 (ﾊ) 20（臨時接続送電サービス）(3)イ(ﾊ) a に該当する場合は，20（臨時接続送電サービス）(3)イ(ﾆ) a にかかわらず，動力臨時接続送電サービスを適用いたします。	ハ　そ　の　他 (ｲ) 19（接続送電サービス）(3)イ(ｲ) a に該当する場合は，19（接続送電サービス）(3)イ(ﾛ) a，(ﾊ) a または(ﾆ) a にかかわらず，電灯標準接続送電サービス，電灯時間帯別接続送電サービスまたは電灯従量接続送電サービス（自己等への電気の供給の用に供する接続供給の場合に限ります。）を適用いたします。 (ﾛ) 20（臨時接続送電サービス）(3)イ(ｲ) a に該当する場合は，20（臨時接続送電サービス）(3)イ(ﾛ) a にかかわらず，電灯臨時接続送電サービスを適用いたします。 (ﾊ) 20（臨時接続送電サービス）(3)イ(ﾊ) a に該当する場合は，20（臨時接続送電サービス）(3)イ(ﾆ) a にかかわらず，動力臨時接続送電サービスを適用いたします。
(3) 電力および電力量の算定 当社または当社の供給区域で事業を営む配電事業者が指定する系統安定上必要な調整機能を有する揚水発電設備等であって別途当社または当社の供給区域で事業を営む配電事業者と調整に関する契約を締結する設備が設置された需要場所に接続供給を行なう場合で，電気の使用に係る調整を行なうときは，接続対象計画電力量，接続対象計画差対応補給電力量および接続対象計画差対応余剰電力量は，31（電力および電力量の算定）(12)，(22)および(23)にかかわらず，次のとおりといたします。 イ　接続対象計画電力量 接続対象計画電力量は，30分ごとの接続対象電力量の計画値（供給地点が複数ある場合はその合計といたします。）で，契約者があらかじめ電力広域的運営推進機関を通じて当社に通知するものといたします。 なお，当社または当社の供給区域で事業を営む配電事業者が指定する系統安定上必要な調整機能を有する揚水発電設備等であって別途当社または当社の供給区域で事業を営む配電事業者と調整に関する契約を締結する設備が設置された需要場所に接続供給を行なう場合で，電気の使用に係る調整を行なうときは，契	(3) 電力および電力量の算定 当社または当社の供給区域で事業を営む配電事業者が指定する系統安定上必要な調整機能を有する揚水発電設備等であって別途当社または当社の供給区域で事業を営む配電事業者と調整に関する契約を締結する設備が設置された需要場所に接続供給を行なう場合で，電気の使用に係る調整を行なうときは，接続対象計画電力量，接続対象計画差対応補給電力量および接続対象計画差対応余剰電力量は，31（電力および電力量の算定）(12)，(22)および(23)にかかわらず，次のとおりといたします。 イ　接続対象計画電力量 接続対象計画電力量は，30分ごとの接続対象電力量の計画値（供給地点が複数ある場合はその合計といたします。）で，契約者があらかじめ電力広域的運営推進機関を通じて当社に通知するものといたします。 なお，当社または当社の供給区域で事業を営む配電事業者が指定する系統安定上必要な調整機能を有する揚水発電設備等であって別途当社または当社の供給区域で事業を営む配電事業者と調整に関する契約を締結する設備が設置された需要場所に接続供給を行なう場合で，電気の使用に係る調整を行なうときは，契

託送供給等約款　新旧比較表

託送供給等約款　2024年10月1日実施	託送供給等約款　2025年4月1日実施
約者は，別途，当該供給地点における 30 分ごとの接続対象電力量の計画値をあらかじめ電力広域的運営推進機関を通じて当社に通知するものといたします。 ロ　接続対象計画差対応補給電力量 接続対象計画差対応補給電力量は，30 分ごとの接続対象電力量がその 30 分における接続対象計画電力量を上回る場合に，30 分ごとに，次の式により算定された値といたします。ただし，接続対象計画差対応補給電力量の算定上，当社または当社の供給区域で事業を営む配電事業者が指定する系統安定上必要な調整機能を有する揚水発電設備等であって別途当社または当社の供給区域で事業を営む配電事業者と調整に関する契約を締結する設備が設置された需要場所に接続供給を行なう場合で，電気の使用に係る調整を行なったとき（揚水発電設備等の故障等が発生したときを除きます。）は，31（電力および電力量の算定）(8)にかかわらず，当該供給地点におけるその 30 分ごとの接続対象電力量の計画値にもとづき算定される当該供給地点におけるその 30 分ごとの接続供給電力量の計画値を当該供給地点におけるその 30 分ごとの接続供給電力量とみなし，接続対象電力量を算定いたします。 接続対象計画差対応補給電力量 ＝ 接続対象電力量 － 接続対象計画電力量 ハ　接続対象計画差対応余剰電力量 接続対象計画差対応余剰電力量は，30 分ごとの接続対象電力量がその 30 分における接続対象計画電力量を下回る場合に，30 分ごとに，次の式により算定された値といたします。ただし，接続対象計画差対応余剰電力量の算定上，当社または当社の供給区域で事業を営む配電事業者が指定する系統安定上必要な調整機能を有する揚水発電設備等であって別途当社または当社の供給区域で事業を営む配電事業者と調整に関する契約を締結する設備が設置された需要場所に接続供給を行なう場合で，電気の使用に係る調整を行なったとき（揚水発電設備等の故障等が発生したときを除きます。）は，31（電力および電力量の算定）(8)にかかわらず，当該供給地点におけるその 30 分ごとの接続対象電力量の計画値にもとづき算定される当該供給地点におけるその 30 分ごとの接続供給電力量の計画値を当該供給地点におけるその 30 分ごとの接続供給電力量とみなし，接続対象電力量を算定いたします。 接続対象計画差対応余剰電力量 ＝ 接続対象計画電力量 － 接続対象電力量 (4) 計量器等の取付け 料金の算定上必要な計量器等については，63（計量器等の取付け）によるものといたします。また，これに加え，(1)イの接続供給に係る電気と，それ以外の電気（揚水発電設備等が設置された需要場所内で使用される電気や揚水発電設備等が設置された需要場所内で発電または放電された電気等をいいます。）とを，(1)ロによって区分する場合には，区分するために必要な計量器およびその付属装置は，原則として，当社の所有とし，当社の負担で取り付けます。 (5) 供給電圧と計量電圧が異なる場合の取扱い 接続供給電力量および最大需要電力等は，30（計量）および附則 7（受電電圧および供給電圧と計量電圧が異なる場合の取扱い）にかかわらず，供給電圧と異なった電圧で計量することがあります。この場合，接続供給電力量および最大需要電力等は，計量された接続供給電力量および最大需要電力等を，供給電圧と同位にするために，あらかじめ契約者と当社との協議によって定められた計量損失率によって	約者は，別途，当該供給地点における 30 分ごとの接続対象電力量の計画値をあらかじめ電力広域的運営推進機関を通じて当社に通知するものといたします。 ロ　接続対象計画差対応補給電力量 接続対象計画差対応補給電力量は，30 分ごとの接続対象電力量がその 30 分における接続対象計画電力量を上回る場合に，30 分ごとに，次の式により算定された値といたします。ただし，接続対象計画差対応補給電力量の算定上，当社または当社の供給区域で事業を営む配電事業者が指定する系統安定上必要な調整機能を有する揚水発電設備等であって別途当社または当社の供給区域で事業を営む配電事業者と調整に関する契約を締結する設備が設置された需要場所に接続供給を行なう場合で，電気の使用に係る調整を行なったとき（揚水発電設備等の故障等が発生したときを除きます。）は，31（電力および電力量の算定）(8)にかかわらず，当該供給地点におけるその 30 分ごとの接続対象電力量の計画値にもとづき算定される当該供給地点におけるその 30 分ごとの接続供給電力量の計画値を当該供給地点におけるその 30 分ごとの接続供給電力量とみなし，接続対象電力量を算定いたします。 接続対象計画差対応補給電力量 ＝ 接続対象電力量 － 接続対象計画電力量 ハ　接続対象計画差対応余剰電力量 接続対象計画差対応余剰電力量は，30 分ごとの接続対象電力量がその 30 分における接続対象計画電力量を下回る場合に，30 分ごとに，次の式により算定された値といたします。ただし，接続対象計画差対応余剰電力量の算定上，当社または当社の供給区域で事業を営む配電事業者が指定する系統安定上必要な調整機能を有する揚水発電設備等であって別途当社または当社の供給区域で事業を営む配電事業者と調整に関する契約を締結する設備が設置された需要場所に接続供給を行なう場合で，電気の使用に係る調整を行なったとき（揚水発電設備等の故障等が発生したときを除きます。）は，31（電力および電力量の算定）(8)にかかわらず，当該供給地点におけるその 30 分ごとの接続対象電力量の計画値にもとづき算定される当該供給地点におけるその 30 分ごとの接続供給電力量の計画値を当該供給地点におけるその 30 分ごとの接続供給電力量とみなし，接続対象電力量を算定いたします。 接続対象計画差対応余剰電力量 ＝ 接続対象計画電力量 － 接続対象電力量 (4) 計量器等の取付け 料金の算定上必要な計量器等については，63（計量器等の取付け）によるものといたします。また，これに加え，(1)イの接続供給に係る電気と，それ以外の電気（揚水発電設備等が設置された需要場所内で使用される電気や揚水発電設備等が設置された需要場所内で発電または放電された電気等をいいます。）とを，(1)ロによって区分する場合には，区分するために必要な計量器およびその付属装置は，原則として，当社の所有とし，当社の負担で取り付けます。 (5) 供給電圧と計量電圧が異なる場合の取扱い 接続供給電力量および最大需要電力等は，30（計量）および附則 7（受電電圧および供給電圧と計量電圧が異なる場合の取扱い）にかかわらず，供給電圧と異なった電圧で計量することがあります。この場合，接続供給電力量および最大需要電力等は，計量された接続供給電力量および最大需要電力等を，供給電圧と同位にするために，あらかじめ契約者と当社との協議によって定められた計量損失率によって

託送供給等約款　新旧比較表

託送供給等約款　2024 年 10 月 1 日実施	託送供給等約款　2025 年 4 月 1 日実施
修正したものといたします。 (6) 分割接続供給の場合の取扱い イ　この特別措置の適用を希望される場合は，あらかじめ双方の契約者で協議のうえ，当社へ申し出ていただきます。 ロ　この特別措置は，それぞれの契約者に係る接続送電サービスまたは臨時接続送電サービスに適用するものとし，それぞれの契約者に係る接続送電サービスまたは臨時接続送電サービスの取扱いは，(1)および(2)に準ずるものといたします。 また，この場合は，33（料金の算定）(11)または(12)にもとづき料金の調整を行なうために，1 供給地点につき，1 接続送電サービスまたは 1 臨時接続送電サービスを適用したときの接続送電サービスまたは臨時接続送電サービスにおいてもこの特別措置を適用するものとし，当該接続送電サービスまたは臨時接続送電サービスの取扱いは，(1)および(2)に準ずるものといたします。 なお，揚水等損失率は，あらかじめ 1 年ごとに双方の契約者と当社との協議により供給地点ごとに定め，それぞれの契約者に係る接続送電サービス料金または臨時接続送電サービス料金および 1 供給地点につき，1 接続送電サービスまたは 1 臨時接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービス料金または臨時接続送電サービス料金の算定にあたり，同一の値を使用するものといたします。	修正したものといたします。 (6) 分割接続供給の場合の取扱い イ　この特別措置の適用を希望される場合は，あらかじめ双方の契約者で協議のうえ，当社へ申し出ていただきます。 ロ　この特別措置は，それぞれの契約者に係る接続送電サービスまたは臨時接続送電サービスに適用するものとし，それぞれの契約者に係る接続送電サービスまたは臨時接続送電サービスの取扱いは，(1)および(2)に準ずるものといたします。 また，この場合は，33（料金の算定）(11)または(12)にもとづき料金の調整を行なうために，1 供給地点につき，1 接続送電サービスまたは 1 臨時接続送電サービスを適用したときの接続送電サービスまたは臨時接続送電サービスにおいてもこの特別措置を適用するものとし，当該接続送電サービスまたは臨時接続送電サービスの取扱いは，(1)および(2)に準ずるものといたします。 なお，揚水等損失率は，あらかじめ 1 年ごとに双方の契約者と当社との協議により供給地点ごとに定め，それぞれの契約者に係る接続送電サービス料金または臨時接続送電サービス料金および 1 供給地点につき，1 接続送電サービスまたは 1 臨時接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービス料金または臨時接続送電サービス料金の算定にあたり，同一の値を使用するものといたします。
5　発電量調整供給契約についての特別措置（再生可能エネルギー発電設備） (1) 契約者が特定契約を締結している場合もしくは特定送配電事業者が特定契約を締結している場合または契約者が当社と再生可能エネルギー電気卸供給契約を締結し，指定した再生可能エネルギー発電設備から電気を調達する場合は，原則として，契約者または特定送配電事業者との間で発電量調整供給契約を締結し，特例発電バランシンググループを設定していただきます。この場合，契約者が締結する特定契約に係る発電設備，特定送配電事業者が締結する特定契約に係る発電設備および当社との再生可能エネルギー電気卸供給契約に係る発電設備は，同一のバランシンググループに属することはできないものといたします。	**5　発電量調整供給契約についての特別措置（再生可能エネルギー発電設備）** (1) 契約者が特定契約を締結している場合もしくは特定送配電事業者が特定契約を締結している場合または契約者が当社と再生可能エネルギー電気卸供給契約を締結し，指定した再生可能エネルギー発電設備から電気を調達する場合は，原則として，契約者または特定送配電事業者との間で発電量調整供給契約を締結し，特例発電バランシンググループを設定していただきます。この場合，契約者が締結する特定契約に係る再生可能エネルギー発電設備，特定送配電事業者が締結する特定契約に係る再生可能エネルギー発電設備および当社との再生可能エネルギー電気卸供給契約に係る再生可能エネルギー発電設備は，同一のバランシンググループに属することはできないものといたします。
(2) (1)により発電量調整供給契約を締結する場合において，発電量調整供給契約（発電者から電気を受電する場合に限ります。）の申込みに先だち，契約者（当社と再生可能エネルギー電気卸供給契約を締結する契約者を除きます。）または特定送配電事業者は，受電地点特定番号を明らかにして，申込書（当社所定の様式によります。）により，受電側接続検討の申込みをしていただきます。	(2) (1)により発電量調整供給契約を締結する場合において，発電量調整供給契約（発電者から電気を受電する場合に限ります。）の申込みに先だち，契約者（当社と再生可能エネルギー電気卸供給契約を締結する契約者を除きます。）または特定送配電事業者は，受電地点特定番号を明らかにして，申込書（当社所定の様式によります。）により，受電側接続検討の申込みをしていただきます。
(3) (1)により発電量調整供給契約を締結する場合において，発電者が特定契約を締結する電気事業者の変更を希望され，または契約者が当社もしくは特定送配電事業者との再生可能エネルギー電気卸供給契約の変更を希望されることにともない当該発電者に係る発電量調整供給契約を変更するときは，当社は，51（契約の変更）(3)に準じて契約を変更していただくことがあります。	(3) (1)により発電量調整供給契約を締結する場合において，発電者が特定契約を締結する電気事業者の変更を希望され，または契約者が当社もしくは特定送配電事業者との再生可能エネルギー電気卸供給契約の変更を希望されることにともない当該発電者に係る発電量調整供給契約を変更するときは，当社は，51（契約の変更）(3)に準じて契約を変更していただくことがあります。
(4) (1)により発電量調整供給契約を締結する場合において，契約者が特定送配電事業者と再生可能エネルギー電気卸供給契約を締結し，指定した再生可能エネルギー発電設備から電気を調達することを希望されるときは，契約者は，当社が受電地点において発電量調整供給を行なう際に必要となる事項について，特定送配電事業者が当社に通知する旨を承諾した文書を提出していただきます。	(4) (1)により発電量調整供給契約を締結する場合において，契約者が特定送配電事業者と再生可能エネルギー電気卸供給契約を締結し，指定した再生可能エネルギー発電設備から電気を調達することを希望されるときは，契約者は，当社が受電地点において発電量調整供給を行なう際に必要となる事項について，特定送配電事業者が当社に通知する旨を承諾した文書を提出していただきます。
(5) (1)により発電量調整供給契約を締結する場合において，契約者（特定送配電事業者が契約者となる場合を除きます。）が希望されるときは，契約者の指定する発電バランシンググループ（当該発電バランシンググループにおける特定契約が 2016 年 4 月 1 日以降に締結され，かつ，再生可能エネルギー特別措置法第 2 条第 3 項第	(5) (1)により発電量調整供給契約を締結する場合において，契約者（特定送配電事業者が契約者となる場合を除きます。）が希望されるときは，契約者の指定する発電バランシンググループ（当該発電バランシンググループにおける特定契約が 2016 年 4 月 1 日以降に締結され，かつ，再生可能エネルギー特別措置法第 2 条第 3 項第

託送供給等約款　新旧比較表

託送供給等約款　2024年10月1日実施	託送供給等約款　2025年4月1日実施
5号に定めるバイオマスを電気に変換する認定発電設備〔以下「バイオマス発電設備」といいます。〕であって化石燃料を混焼するもの〔再生可能エネルギー特別措置法施行規則第14条第8号ニに定める地域資源バイオマス発電設備を除きます。〕であるときを除きます。）に係る料金および必要となるその他の供給条件は次のとおりといたします。	5号に定めるバイオマスを電気に変換する認定発電設備〔以下「バイオマス発電設備」といいます。〕であって化石燃料を混焼するもの〔再生可能エネルギー特別措置法施行規則第14条第8号ニに定める地域資源バイオマス発電設備を除きます。〕であるときを除きます。）に係る料金および必要となるその他の供給条件は次のとおりといたします。
イ　8（契約の要件）(2)イは，適用いたしません。	イ　8（契約の要件）(2)イは，適用いたしません。
ロ　発電量調整供給に係る料金は，18（料金）(2)にかかわらず，18（料金）(2)に定める料金，ホにより算定されるインバランスリスク料および再生可能エネルギー予測誤差対応調整力確保料といたします。ただし，契約者が当社と再生可能エネルギー電気卸供給契約を締結し，指定した再生可能エネルギー発電設備から電気を調達する場合は，インバランスリスク料および再生可能エネルギー予測誤差対応調整力確保料は申し受けません。	ロ　発電量調整供給に係る料金は，18（料金）(2)にかかわらず，18（料金）(2)に定める料金，ホにより算定されるインバランスリスク料および再生可能エネルギー予測誤差対応調整力確保料といたします。ただし，契約者が当社と再生可能エネルギー電気卸供給契約を締結し，指定した再生可能エネルギー発電設備から電気を調達する場合は，インバランスリスク料および再生可能エネルギー予測誤差対応調整力確保料は申し受けません。
ハ　特例発電バランシンググループに係る発電量調整供給の料金単価は，23（発電量調整受電計画差対応電力）(2)イ(ハ)およびロ(ハ)にかかわらず，託送供給等約款料金算定規則第29条（卸電力取引所が公表する額に限ります。）にもとづき，30分ごとに算定される金額といたします。 ただし，契約者が特定契約を締結している場合の特例発電バランシンググループに係る発電量調整供給の料金単価は，23（発電量調整受電計画差対応電力）(2)イ(ハ)およびロ(ハ)にかかわらず，託送供給等約款料金算定規則附則第3条（卸電力取引所が公表する額に限ります。）にもとづき，30分ごとに算定される金額といたします。 この場合，23（発電量調整受電計画差対応電力）(2)イ(ロ)およびロ(ロ)にかかわらず，発電量調整受電計画差対応補給電力料金は，特例発電バランシンググループに係る発電量調整供給およびその他の発電バランシンググループに係る発電量調整供給について，それぞれ23（発電量調整受電計画差対応電力）(2)イ(ロ)に準じて算定したものの合計とし，発電量調整受電計画差対応余剰電力料金は，特例発電バランシンググループに係る発電量調整供給およびその他の発電バランシンググループに係る発電量調整供給について，それぞれ23（発電量調整受電計画差対応電力）(2)ロ(ロ)に準じて算定したものの合計といたします。	ハ　特例発電バランシンググループに係る発電量調整供給の料金単価は，23（発電量調整受電計画差対応電力）(2)イ(ハ)およびロ(ハ)にかかわらず，託送供給等約款料金算定規則第29条（卸電力取引所が公表する額に限ります。）にもとづき，30分ごとに算定される金額といたします。 ただし，契約者が特定契約を締結している場合の特例発電バランシンググループに係る発電量調整供給の料金単価は，23（発電量調整受電計画差対応電力）(2)イ(ハ)およびロ(ハ)にかかわらず，託送供給等約款料金算定規則附則第3条（卸電力取引所が公表する額に限ります。）にもとづき，30分ごとに算定される金額といたします。 この場合，23（発電量調整受電計画差対応電力）(2)イ(ロ)およびロ(ロ)にかかわらず，発電量調整受電計画差対応補給電力料金は，特例発電バランシンググループに係る発電量調整供給およびその他の発電バランシンググループに係る発電量調整供給について，それぞれ23（発電量調整受電計画差対応電力）(2)イ(ロ)に準じて算定したものの合計とし，発電量調整受電計画差対応余剰電力料金は，特例発電バランシンググループに係る発電量調整供給およびその他の発電バランシンググループに係る発電量調整供給について，それぞれ23（発電量調整受電計画差対応電力）(2)ロ(ロ)に準じて算定したものの合計といたします。
ニ　特例発電バランシンググループに係る給電指令時補給電力料金単価は，26（給電指令時補給電力）(2)ニにかかわらず，託送供給等約款料金算定規則第29条（卸電力取引所が公表する額に限ります。）にもとづき，30分ごとに算定される金額といたします。 なお，契約者が特定契約を締結している場合の特例発電バランシンググループに係る給電指令時補給電力料金単価は，26（給電指令時補給電力）(2)ニにかかわらず，託送供給等約款料金算定規則附則第3条（卸電力取引所が公表する額に限ります。）にもとづき，30分ごとに算定される金額といたします。 ただし，39（給電指令の実施等）(2)ホの場合で，ノンファーム電源に対して出力の抑制を実施したときの給電指令時補給電力料金単価は，39（給電指令の実施等）(5)により補給される電気を使用されているときの翌日取引を行なうための卸電力取引市場における30分ごとの売買取引の価格（売買取引に係る電力の受渡しが連系設備の送電容量等による制限を受けるものとして当社の供給区域において売買取引を行なうものに限ります。）に消費税等相当額を加えた金額とし，当社が30分ごとに設定するものといたします。 この場合，26（給電指令時補給電力）(2)ロにかかわらず，給電指令時補給電力料金は，特例発電バランシンググループに係る補給およびその他の発電バランシンググループに係る補給について，それぞれ26（給電指令時補給電力）(2)ロ	ニ　特例発電バランシンググループに係る給電指令時補給電力料金単価は，26（給電指令時補給電力）(2)ニにかかわらず，託送供給等約款料金算定規則第29条（卸電力取引所が公表する額に限ります。）にもとづき，30分ごとに算定される金額といたします。 なお，契約者が特定契約を締結している場合の特例発電バランシンググループに係る給電指令時補給電力料金単価は，26（給電指令時補給電力）(2)ニにかかわらず，託送供給等約款料金算定規則附則第3条（卸電力取引所が公表する額に限ります。）にもとづき，30分ごとに算定される金額といたします。 ただし，39（給電指令の実施等）(2)ホの場合で，ノンファーム電源に対して出力の抑制を実施したときの給電指令時補給電力料金単価は，39（給電指令の実施等）(5)により補給される電気を使用されているときの翌日取引を行なうための卸電力取引市場における30分ごとの売買取引の価格（売買取引に係る電力の受渡しが連系設備の送電容量等による制限を受けるものとして当社の供給区域において売買取引を行なうものに限ります。）に消費税等相当額を加えた金額とし，当社が30分ごとに設定するものといたします。 この場合，26（給電指令時補給電力）(2)ロにかかわらず，給電指令時補給電力料金は，特例発電バランシンググループに係る補給およびその他の発電バランシンググループに係る補給について，それぞれ26（給電指令時補給電力）(2)ロ

託送供給等約款　新旧比較表

託送供給等約款　2024年10月1日実施	託送供給等約款　2025年4月1日実施
に準じて算定したものの合計といたします。	に準じて算定したものの合計といたします。
ホ　インバランスリスク料は，特例発電バランシンググループにおける30分ごとの発電量調整受電電力量にインバランスリスク単価を適用してえられる金額のその1月の合計（合計額が負となる場合は零といたします。）といたします。また，再生可能エネルギー予測誤差対応調整力確保料は，特例発電バランシンググループにおける30分ごとの発電量調整受電電力量に，再生可能エネルギー予測誤差対応単価（再生可能エネルギー特別措置法施行規則に定める再生可能エネルギー予測誤差対応調整力確保に係る単価をいいます。）を適用してえられる金額のその1月の合計といたします。	ホ　インバランスリスク料は，特例発電バランシンググループにおける30分ごとの発電量調整受電電力量にインバランスリスク単価を適用してえられる金額のその1月の合計（合計額が負となる場合は零といたします。）といたします。また，再生可能エネルギー予測誤差対応調整力確保料は，特例発電バランシンググループにおける30分ごとの発電量調整受電電力量に，再生可能エネルギー予測誤差対応単価（再生可能エネルギー特別措置法施行規則に定める再生可能エネルギー予測誤差対応調整力確保に係る単価をいいます。）を適用してえられる金額のその1月の合計といたします。
ヘ　インバランスリスク料および再生可能エネルギー予測誤差対応調整力確保料について必要となるその他の事項については，発電量調整受電計画差対応補給電力料金に準じて次の各項によるものといたします。 (ｲ) 29（料金の算定期間） (ﾛ) 33（料金の算定） (ﾊ) 34（支払義務の発生および支払期日） (ﾆ) 35（料金その他の支払方法） (ﾎ) 36（保証金） (ﾍ) 48（違約金） (ﾄ) 55（解約等）	ヘ　インバランスリスク料および再生可能エネルギー予測誤差対応調整力確保料について必要となるその他の事項については，発電量調整受電計画差対応補給電力料金に準じて次の各項によるものといたします。 (ｲ) 29（料金の算定期間） (ﾛ) 33（料金の算定） (ﾊ) 34（支払義務の発生および支払期日） (ﾆ) 35（料金その他の支払方法） (ﾎ) 36（保証金） (ﾍ) 48（違約金） (ﾄ) 55（解約等）
ト　当社は，30分ごとの契約者が締結する特定契約または当社もしくは特定送配電事業者との再生可能エネルギー電気卸供給契約に係る発電量調整受電計画電力量を決定し，原則として発電量調整供給実施日の前々日の午後4時までに契約者に通知いたします。 　また，当社は，当該発電量調整受電計画電力量の見直しを行ない，変更後の発電量調整受電計画電力量を決定し，原則として発電量調整供給実施日の前日午前6時までに契約者に再通知いたします。 　なお，契約者は，必要に応じて発電量調整受電計画電力量の決定に必要となる事項に関する文書を当社に提出していただきます。	ト　当社は，30分ごとの契約者が締結する特定契約または当社もしくは特定送配電事業者との再生可能エネルギー電気卸供給契約に係る発電量調整受電計画電力量を決定し，原則として発電量調整供給実施日の前々日の午後4時までに契約者に通知いたします。 　また，当社は，当該発電量調整受電計画電力量の見直しを行ない，変更後の発電量調整受電計画電力量を決定し，原則として発電量調整供給実施日の前日午前6時までに契約者に再通知いたします。 　なお，契約者は，必要に応じて発電量調整受電計画電力量の決定に必要となる事項に関する文書を当社に提出していただきます。
チ　ローカル系統における電気の潮流が系統安定度等にもとづき算定される運用可能な容量を超過し，または超過するおそれがある場合で，当社がノンファーム電源の出力の抑制に係る通知を発電者または契約者に行なったときは，トにかかわらず，契約者は，発電量調整受電計画電力量の見直しを行なっていただきます。	チ　ローカル系統における電気の潮流が系統安定度等にもとづき算定される運用可能な容量を超過し，または超過するおそれがある場合で，当社がノンファーム電源の出力の抑制に係る通知を発電者または契約者に行なったときは，トにかかわらず，契約者は，発電量調整受電計画電力量の見直しを行なっていただきます。
リ　契約者は，発電量調整供給の実施に先だち，変更後の発電量調整受電計画電力量にもとづき発電計画を当社所定の様式により電力広域的運営推進機関を通じて当社に通知していただきます。	リ　契約者は，発電量調整供給の実施に先だち，変更後の発電量調整受電計画電力量にもとづき発電計画を当社所定の様式により電力広域的運営推進機関を通じて当社に通知していただきます。
ヌ　リで定めた計画を変更する必要が生じた場合には，すみやかに当社に通知していただきます。	ヌ　リで定めた計画を変更する必要が生じた場合には，すみやかに当社に通知していただきます。
ル　この料金その他の供給条件の適用を開始した後1年間はこの料金その他の供給条件の適用を継続していただきます。また，この料金その他の供給条件の適用を終了した後1年間はこの料金その他の供給条件を適用いたしません。	ル　この料金その他の供給条件の適用を開始した後1年間はこの料金その他の供給条件の適用を継続していただきます。また，この料金その他の供給条件の適用を終了した後1年間はこの料金その他の供給条件を適用いたしません。
(6) (1)により発電量調整供給契約を締結する場合において，契約者が当社と再生可能エネルギー電気卸供給契約を締結し，指定した再生可能エネルギー発電設備から電気を調達するときは，契約者の指定する発電バランシンググループ（(5)において，契約者が希望される場合を除きます。）に係る料金および必要となるその他の供給条件は次のとおりといたします。	(6) (1)により発電量調整供給契約を締結する場合において，契約者が当社と再生可能エネルギー電気卸供給契約を締結し，指定した再生可能エネルギー発電設備から電気を調達するときは，契約者の指定する発電バランシンググループ（(5)において，契約者が希望される場合を除きます。）に係る料金および必要となるその他の供給条件は次のとおりといたします。
イ　発電量調整供給に係る料金は，18（料金）(2)にかかわらず，18（料金）(2)に定める料金およびロにより算定されるインバランスリスク料といたします。	イ　発電量調整供給に係る料金は，18（料金）(2)にかかわらず，18（料金）(2)に定める料金およびロにより算定されるインバランスリスク料といたします。

託送供給等約款　新旧比較表

託送供給等約款　2024年10月1日実施	託送供給等約款　2025年4月1日実施
ロ　インバランスリスク料は，特例発電バランシンググループにおける 30 分ごとの発電量調整受電電力量にインバランスリスク単価を適用してえられる金額のその１月の合計（合計額が負となる場合は零といたします。）といたします。	ロ　インバランスリスク料は，特例発電バランシンググループにおける 30 分ごとの発電量調整受電電力量にインバランスリスク単価を適用してえられる金額のその１月の合計（合計額が負となる場合は零といたします。）といたします。
ハ　インバランスリスク料について必要となるその他の事項については，発電量調整受電計画差対応余剰電力料金に準じて次の各項によるものといたします。	ハ　インバランスリスク料について必要となるその他の事項については，発電量調整受電計画差対応余剰電力料金に準じて次の各項によるものといたします。
(ｲ) 29（料金の算定期間）	(ｲ) 29（料金の算定期間）
(ﾛ) 33（料金の算定）	(ﾛ) 33（料金の算定）
(ﾊ) 34（支払義務の発生および支払期日）	(ﾊ) 34（支払義務の発生および支払期日）
(ﾆ) 35（料金その他の支払方法）	(ﾆ) 35（料金その他の支払方法）
(7) (1)により発電量調整供給契約を締結する発電場所（低圧で受電する場合に限ります。）において，イに該当する複数の発電設備等（各発電設備等の出力が 10 キロワット未満の場合に限ります。また，特定送配電事業者が特定契約を締結する再生可能エネルギー発電設備を除きます。）を使用する発電場所で，契約者または発電契約者から適用の申出がある場合は，当分の間，必要となるその他の供給条件は，ロからホのとおりといたします。	(7) (1)により発電量調整供給契約を締結する発電場所（低圧で受電する場合に限ります。）において，イに該当する複数の発電設備等（各発電設備等の出力が 10 キロワット未満の場合に限ります。また，特定送配電事業者が特定契約を締結する再生可能エネルギー発電設備を除きます。）を使用する発電場所で，契約者または発電契約者から適用の申出がある場合は，当分の間，必要となるその他の供給条件は，ロからホのとおりといたします。
イ　適　　用	イ　適　　用
次のいずれかに該当する場合に適用いたします。	次のいずれかに該当する場合に適用いたします。
(ｲ) 特定契約に係る再生可能エネルギー発電設備とそれ以外の発電設備等を設置する発電場所で，特定契約に係る再生可能エネルギー発電設備以外の電気を発電契約者が受電する場合	(ｲ) 特定契約に係る再生可能エネルギー発電設備とそれ以外の発電設備等を設置する発電場所で，特定契約に係る再生可能エネルギー発電設備以外の電気を発電契約者が受電する場合
(ﾛ) 特定契約に係る再生可能エネルギー発電設備を複数設置する発電場所で，契約者が特定契約を締結する再生可能エネルギー発電設備と当社が特定契約を締結する再生可能エネルギー発電設備が混在する場合または当社の再生可能エネルギー電気卸供給約款にもとづき指定した再生可能エネルギー発電設備から電気を調達する場合	(ﾛ) 特定契約に係る再生可能エネルギー発電設備を複数設置する発電場所で，契約者が特定契約を締結する再生可能エネルギー発電設備と当社が特定契約を締結する再生可能エネルギー発電設備が混在する場合または当社の再生可能エネルギー電気卸供給約款にもとづき指定した再生可能エネルギー発電設備から電気を調達する場合
ロ　供給および契約の単位	ロ　供給および契約の単位
当社は，15（供給および契約の単位）(1)にかかわらず，１発電場所について１系統連系受電サービスを適用（当社が特定契約を締結している場合〔発電契約者が発電者との間で電力受給に関する契約を締結している場合を除きます。〕を除きます。）し，１電気方式，１引込，２計量をもって発電量調整供給を行ないます。この場合，当該発電場所に係る発電バランシンググループは，計量区分ごとに発電バランシンググループを設定していただきます。	当社は，15（供給および契約の単位）(1)にかかわらず，１発電場所について１系統連系受電サービスを適用（当社が特定契約を締結している場合〔発電契約者が発電者との間で電力受給に関する契約を締結している場合を除きます。〕を除きます。）し，１電気方式，１引込，２計量をもって発電量調整供給を行ないます。この場合，当該発電場所に係る発電バランシンググループは，計量区分ごとに発電バランシンググループを設定していただきます。
ハ　計　　量	ハ　計　　量
当社は，30（計量）(1)にかかわらず，発電量調整受電電力量は，受電地点ごとに取り付けた記録型計量器および複数の発電設備等を区分するために取り付けた記録型計量器により，受電電圧と同位の電圧で，30 分単位で計量いたします。また，受電地点に取り付けた記録型計量器で計量された電力量と複数の発電設備等を区分するために取り付けた記録型計量器で計量された電力量の差し引きにより，30 分ごとに，発電バランシンググループごとに，電力量を仕訳いたします。この場合，31（電力および電力量の算定）の電力および電力量の算定上，仕訳後の電力量を受電地点で計量された電力量とみなします。	当社は，30（計量）(1)にかかわらず，発電量調整受電電力量は，受電地点ごとに取り付けた記録型計量器および複数の発電設備等を区分するために取り付けた記録型計量器により，受電電圧と同位の電圧で，30 分単位で計量いたします。また，受電地点に取り付けた記録型計量器で計量された電力量と複数の発電設備等を区分するために取り付けた記録型計量器で計量された電力量の差し引きにより，30 分ごとに，発電バランシンググループごとに，電力量を仕訳いたします。この場合，31（電力および電力量の算定）の電力および電力量の算定上，仕訳後の電力量を受電地点で計量された電力量とみなします。
ニ　38（託送供給等の実施）(3)へは，適用いたしません。	ニ　38（託送供給等の実施）(3)へは，適用いたしません。
ホ　イの適用を廃止しようとされる場合またはイの適用に該当しなくなった場合は，当該発電場所に係る取扱いを終了させるための適当な処置を行ないます。	ホ　イの適用を廃止しようとされる場合またはイの適用に該当しなくなった場合は，当該発電場所に係る取扱いを終了させるための適当な処置を行ないます。
なお，必要に応じて契約者，発電契約者および発電者に協力していただきます。	なお，必要に応じて契約者，発電契約者および発電者に協力していただきます。
(8) 契約者が化石燃料を混焼するバイオマス発電設備から契約者が締結する特定契約に係る電気を受電する場合，当該バイオマス発電設備に係る発電量調整受電電力	(8) 契約者が化石燃料を混焼するバイオマス発電設備から契約者が締結する特定契約に係る電気を受電する場合，当該バイオマス発電設備に係る発電量調整受電電力

託送供給等約款　新旧比較表

<table>
<tr><th>託送供給等約款　2024年10月1日実施</th><th>託送供給等約款　2025年4月1日実施</th></tr>
<tr><td>量は，次のとおりといたします。
イ　特例発電バランシンググループに係る発電量調整受電電力量は，当該バイオマス発電設備の受電地点で30分ごとに計量された電力量に，当該バイオマス発電設備のバイオマス比率（発電によりえられる電気の量に占めるバイオマスを変換してえられる電気の量の割合をいい，特定契約の料金の算定期間ごとに算定される値といたします。）を乗じてえた値とし，30分ごとに算定いたします。
ロ　契約者は，当該バイオマス発電設備の受電地点において他の特例発電バランシンググループに係る発電量調整供給契約等と同一計量する場合は，イの電力量の仕訳に係る順位を，38（託送供給等の実施）(3)へに準じて電力広域的運営推進機関を通じて当社に通知していただきます。
ハ　イのバイオマス比率は，算定後すみやかに契約者から当社に通知していただきます。この場合，当社は，必要に応じて，バイオマス比率の算定根拠に関する文書を契約者から提出していただきます。
ニ　特例発電バランシンググループと同一計量する発電バランシンググループに係る発電量調整受電電力量は，当該バイオマス発電設備の受電地点で計量された30分ごとの電力量からイおよびロにより算定された特例発電バランシンググループに係る30分ごとの発電量調整受電電力量を差し引いた値にもとづき，本則に準じて算定いたします。
(9) その他の事項については，発電契約者および発電者の場合に準ずるものといたします。</td><td>量は，次のとおりといたします。
イ　特例発電バランシンググループに係る発電量調整受電電力量は，当該バイオマス発電設備の受電地点で30分ごとに計量された電力量に，当該バイオマス発電設備のバイオマス比率（発電によりえられる電気の量に占めるバイオマスを変換してえられる電気の量の割合をいい，特定契約の料金の算定期間ごとに算定される値といたします。）を乗じてえた値とし，30分ごとに算定いたします。
ロ　契約者は，当該バイオマス発電設備の受電地点において他の特例発電バランシンググループに係る発電量調整供給契約等と同一計量する場合は，イの電力量の仕訳に係る順位を，38（託送供給等の実施）(3)へに準じて電力広域的運営推進機関を通じて当社に通知していただきます。
ハ　イのバイオマス比率は，算定後すみやかに契約者から当社に通知していただきます。この場合，当社は，必要に応じて，バイオマス比率の算定根拠に関する文書を契約者から提出していただきます。
ニ　特例発電バランシンググループと同一計量する発電バランシンググループに係る発電量調整受電電力量は，当該バイオマス発電設備の受電地点で計量された30分ごとの電力量からイおよびロにより算定された特例発電バランシンググループに係る30分ごとの発電量調整受電電力量を差し引いた値にもとづき，本則に準じて算定いたします。
(9) その他の事項については，発電契約者および発電者の場合に準ずるものといたします。</td></tr>
<tr><td>6　離島についての特別措置
(1) 系統連系受電サービス料金
電気事業法第2条第1項第8号イに定める離島（以下「離島」といいます。）における系統連系受電サービス~~料金~~の基本料金は，22（系統連系受電サービス）(3)イにかかわらず，次のとおりといたします。
<table><tr><td rowspan="2">系統連系受電課金対象電力1キロワットにつき</td><td>特別高圧系統のある離島（新潟県　佐渡島）</td><td>80円83銭</td></tr><tr><td>特別高圧系統のない離島（山形県　飛島，新潟県　粟島）</td><td>80円80銭</td></tr></table>(2) 発電量調整受電計画差対応補給電力料金単価等
離島における発電量調整受電計画差対応補給電力料金単価，接続対象計画差対応補給電力料金単価，需要抑制量調整受電計画差対応補給電力料金単価または給電指令時補給電力料金単価については，23（発電量調整受電計画差対応電力）(2)イ(ハ)，24（接続対象計画差対応電力）(2)イ(ハ)，25（需要抑制量調整受電計画差対応電力）(2)イ(ハ)，26（給電指令時補給電力）(1)ニまたは(2)ニにかかわらず，次のとおりといたします。
<table><tr><td>1キロワット時につき</td><td>57円74銭</td></tr></table>ただし，当社が指定する要件を有する発電設備等またはファーム電源であって別途当社と給電指令時補給電力料金に関する契約を締結する設備に係る給電指令時補給電力料金単価は，当該契約によるものといたします。
(3) 発電量調整受電計画差対応余剰電力料金単価等
離島における発電量調整受電計画差対応余剰電力料金単価，接続対象計画差対応余剰電力料金単価または需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力料金単価については，23（発電量調整受電計画差対応電力）(2)ロ(ハ)，24（接続対象計画差対応電力）(2)ロ(ハ)または25（需要抑制量調整受電計画差対応電力）(2)ロ(ハ)にかかわら</td><td>6　離島についての特別措置
(1) 系統連系受電サービス料金
電気事業法第2条第1項第8号イに定める離島（以下「離島」といいます。）における系統連系受電サービスの基本料金は，22（系統連系受電サービス）(3)イにかかわらず，次のとおりといたします。
<table><tr><td rowspan="2">系統連系受電課金対象電力1キロワットにつき</td><td>特別高圧系統のある離島（新潟県　佐渡島）</td><td>80円83銭</td></tr><tr><td>特別高圧系統のない離島（山形県　飛島，新潟県　粟島）</td><td>80円80銭</td></tr></table>(2) 発電量調整受電計画差対応補給電力料金単価等
離島における発電量調整受電計画差対応補給電力料金単価，接続対象計画差対応補給電力料金単価，需要抑制量調整受電計画差対応補給電力料金単価または給電指令時補給電力料金単価については，23（発電量調整受電計画差対応電力）(2)イ(ハ)，24（接続対象計画差対応電力）(2)イ(ハ)，25（需要抑制量調整受電計画差対応電力）(2)イ(ハ)，26（給電指令時補給電力）(1)ニまたは(2)ニにかかわらず，次のとおりといたします。
<table><tr><td>1キロワット時につき</td><td>57円74銭</td></tr></table>ただし，当社が指定する要件を有する発電設備等またはファーム電源であって別途当社と給電指令時補給電力料金に関する契約を締結する設備に係る給電指令時補給電力料金単価は，当該契約によるものといたします。
(3) 発電量調整受電計画差対応余剰電力料金単価等
離島における発電量調整受電計画差対応余剰電力料金単価，接続対象計画差対応余剰電力料金単価または需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力料金単価については，23（発電量調整受電計画差対応電力）(2)ロ(ハ)，24（接続対象計画差対応電力）(2)ロ(ハ)または25（需要抑制量調整受電計画差対応電力）(2)ロ(ハ)にかかわら</td></tr>
</table>

託送供給等約款　新旧比較表

託送供給等約款　2024 年 10 月 1 日実施	託送供給等約款　2025 年 4 月 1 日実施
ず，次のとおりといたします。 1 キロワット時につき　23 円 33 銭	ず，次のとおりといたします。 1 キロワット時につき　23 円 33 銭
7　受電電圧および供給電圧と計量電圧が異なる場合の取扱い 発電量調整受電電力量，接続供給電力量，最大連系電力等および最大需要電力等は，30（計量）にかかわらず，当分の間，やむをえない場合には，受電電圧および供給電圧と異なった電圧で計量いたします。この場合，発電量調整受電電力量，接続供給電力量，最大連系電力等および最大需要電力等は，計量された発電量調整受電電力量，接続供給電力量，最大連系電力等および最大需要電力等を，受電電圧および供給電圧と同位にするために原則として 3 パーセントの計量損失率によって修正したものといたします。	**7　受電電圧および供給電圧と計量電圧が異なる場合の取扱い** 発電量調整受電電力量，接続供給電力量，最大連系電力等および最大需要電力等は，30（計量）にかかわらず，当分の間，やむをえない場合には，受電電圧および供給電圧と異なった電圧で計量いたします。この場合，発電量調整受電電力量，接続供給電力量，最大連系電力等および最大需要電力等は，計量された発電量調整受電電力量，接続供給電力量，最大連系電力等および最大需要電力等を，受電電圧および供給電圧と同位にするために原則として 3 パーセントの計量損失率によって修正したものといたします。
8　記録型計量器以外の計量器で計量する場合の特別措置 (1) 低圧で供給する場合で，30 分ごとに計量することができない計量器（以下「記録型計量器以外の計量器」といいます。）で計量するときの供給条件については，次のとおりといたします。 イ　移行期間における 30 分ごとの接続供給電力量 その 1 月のうち記録型計量器以外の計量器で計量する期間（以下「移行期間」といいます。）における 30 分ごとの接続供給電力量は，移行期間において計量された接続供給電力量を移行期間における 30 分ごとの接続供給電力量として均等に配分してえられる値といたします。ただし，移行期間の接続供給電力量を時間帯区分ごとに計量する場合は，移行期間において各時間帯区分ごとに計量された接続供給電力量をそれぞれの時間帯区分の 30 分ごとの接続供給電力量として均等に配分してえられる値といたします。 ロ　移行期間において料金の変更があった場合の 30 分ごとの接続供給電力量 ハ，19（接続送電サービス）(2)イ(ﾛ)，(ﾊ)または 20（臨時接続送電サービス）(2)イによって，接続送電サービス契約電力，接続送電サービス契約電流，接続送電サービス契約容量，臨時接続送電サービス契約電流，臨時接続送電サービス契約容量または臨時接続送電サービス契約電力を定める場合で，移行期間において，接続送電サービスの種別，臨時接続送電サービスの種別，接続送電サービス契約電力，接続送電サービス契約電流，接続送電サービス契約容量，臨時接続送電サービス契約電流，臨時接続送電サービス契約容量，臨時接続送電サービス契約電力等を変更したことにより，料金に変更があったときは，移行期間における接続供給電力量を，料金の変更のあった日の前後の期間の日数にそれぞれ接続送電サービス契約電力，接続送電サービス契約電流，接続送電サービス契約容量，臨時接続送電サービス契約電流，臨時接続送電サービス契約容量または臨時接続送電サービス契約電力を乗じた値の比率により区分して算定いたします。 この場合，移行期間における料金の変更のあった日の前後の接続供給電力量を，イに準じて，30 分ごとの接続供給電力量として均等に配分いたします。 ハ　接続送電サービス契約電力 契約者が 19（接続送電サービス）(2)イ(ｲ)によって接続送電サービス契約電力を定めることを希望される場合は，当分の間，19（接続送電サービス）(2)イ(ｲ)にかかわらず，供給地点ごとに，負荷設備の容量等を基準として，契約者と当社との協議によって定めることがあります。 (2) 発電量調整供給の場合で，当該発電量調整供給に係る発電量調整受電電力量を記録型計量器以外の計量器で計量するときの 30 分ごとの発電量調整受電電力量の計量値は，当分の間，発電契約者と当社との協議によって定めます。 なお，高圧または特別高圧で受電する場合の最大連系電力等は，原則として，発	**8　記録型計量器以外の計量器で計量する場合の特別措置** (1) 低圧で供給する場合で，30 分ごとに計量することができない計量器（以下「記録型計量器以外の計量器」といいます。）で計量するときの供給条件については，次のとおりといたします。 イ　移行期間における 30 分ごとの接続供給電力量 その 1 月のうち記録型計量器以外の計量器で計量する期間（以下「移行期間」といいます。）における 30 分ごとの接続供給電力量は，移行期間において計量された接続供給電力量を移行期間における 30 分ごとの接続供給電力量として均等に配分してえられる値といたします。ただし，移行期間の接続供給電力量を時間帯区分ごとに計量する場合は，移行期間において各時間帯区分ごとに計量された接続供給電力量をそれぞれの時間帯区分の 30 分ごとの接続供給電力量として均等に配分してえられる値といたします。 ロ　移行期間において料金の変更があった場合の 30 分ごとの接続供給電力量 ハ，19（接続送電サービス）(2)イ(ﾛ)，(ﾊ)または 20（臨時接続送電サービス）(2)イによって，接続送電サービス契約電力，接続送電サービス契約電流，接続送電サービス契約容量，臨時接続送電サービス契約電流，臨時接続送電サービス契約容量または臨時接続送電サービス契約電力を定める場合で，移行期間において，接続送電サービスの種別，臨時接続送電サービスの種別，接続送電サービス契約電力，接続送電サービス契約電流，接続送電サービス契約容量，臨時接続送電サービス契約電流，臨時接続送電サービス契約容量，臨時接続送電サービス契約電力等を変更したことにより，料金に変更があったときは，移行期間における接続供給電力量を，料金の変更のあった日の前後の期間の日数にそれぞれ接続送電サービス契約電力，接続送電サービス契約電流，接続送電サービス契約容量，臨時接続送電サービス契約電流，臨時接続送電サービス契約容量または臨時接続送電サービス契約電力を乗じた値の比率により区分して算定いたします。 この場合，移行期間における料金の変更のあった日の前後の接続供給電力量を，イに準じて，30 分ごとの接続供給電力量として均等に配分いたします。 ハ　接続送電サービス契約電力 契約者が 19（接続送電サービス）(2)イ(ｲ)によって接続送電サービス契約電力を定めることを希望される場合は，当分の間，19（接続送電サービス）(2)イ(ｲ)にかかわらず，供給地点ごとに，負荷設備の容量等を基準として，契約者と当社との協議によって定めることがあります。 (2) 発電量調整供給の場合で，当該発電量調整供給に係る発電量調整受電電力量を記録型計量器以外の計量器で計量するときの 30 分ごとの発電量調整受電電力量の計量値は，当分の間，発電契約者と当社との協議によって定めます。 なお，高圧または特別高圧で受電する場合の最大連系電力等は，原則として，発

託送供給等約款　新旧比較表

託送供給等約款　2024 年 10 月 1 日実施	託送供給等約款　2025 年 4 月 1 日実施
電量調整受電電力の最大値といたします。	電量調整受電電力の最大値といたします。
9　発電量調整供給に係る発電設備等が調整電源に該当する場合の特別措置 (1) 1 発電場所において，調整電源に該当する発電設備等が複数存在する場合で，当該複数の調整電源のうち，一部の調整電源の故障等が発生したときは，31(電力および電力量の算定) (20)イおよび(21)イにおける発電量調整受電計画差対応補給電力量および発電量調整受電計画差対応余剰電力量の算定上，31（電力および電力量の算定）(2)イにかかわらず，発電契約者と当社との協議によってその 30 分ごとに定めた値を，当該受電地点におけるその 30 分ごとの発電量調整受電電力量とみなします。 (2) 1 発電場所において，調整電源に該当する発電設備等と調整電源に該当しない発電設備等が混在する場合は，調整電源に該当する発電設備等と調整電源に該当しない発電設備等を異なる発電バランシンググループに設定していただきます。また，当該受電地点における 30 分ごとの電力量および電力量の計画値は，発電契約者と当社との協議によって発電バランシンググループごとに定めます。この場合，31（電力および電力量の算定）の電力および電力量の算定上，協議により定めた値を，当該受電地点において 30 分ごとに計量された電力量および当該受電地点において当社が発電契約者から受電する電気の 30 分ごとの電力量の計画値とみなします。	**9　発電量調整供給に係る発電設備等が調整電源に該当する場合の特別措置** (1) 1 発電場所において，調整電源に該当する発電設備等が複数存在する場合で，当該複数の調整電源のうち，一部の調整電源の故障等が発生したときは，31(電力および電力量の算定) (20)イおよび(21)イにおける発電量調整受電計画差対応補給電力量および発電量調整受電計画差対応余剰電力量の算定上，31（電力および電力量の算定）(2)イにかかわらず，発電契約者と当社との協議によってその 30 分ごとに定めた値を，当該受電地点におけるその 30 分ごとの発電量調整受電電力量とみなします。 (2) 1 発電場所において，調整電源に該当する発電設備等と調整電源に該当しない発電設備等が混在する場合は，調整電源に該当する発電設備等と調整電源に該当しない発電設備等を異なる発電バランシンググループに設定していただきます。また，当該受電地点における 30 分ごとの電力量および電力量の計画値は，発電契約者と当社との協議によって発電バランシンググループごとに定めます。この場合，31（電力および電力量の算定）の電力および電力量の算定上，協議により定めた値を，当該受電地点において 30 分ごとに計量された電力量および当該受電地点において当社が発電契約者から受電する電気の 30 分ごとの電力量の計画値とみなします。
10　損害賠償の免責についての特別措置（再生可能エネルギー発電設備） 発電者が再生可能エネルギー特別措置法附則第 4 条第 1 項に定める旧特定供給者に該当する場合で，39（給電指令の実施等）によって発電者の発電を制限し，または中止したことにより，発電者が損害（再生可能エネルギー特別措置法施行規則第 14 条第 8 号ト において特定契約申込者が補償を求めることができるとされている場合の損害に限ります。）を受けたときは，49（損害賠償の免責）(1)にかかわらず，発電契約者の求めに応じ，当社は，当該損害について，再生可能エネルギー特別措置法施行規則第 14 条第 8 号トに定める額を限度として，補償するものといたします。 なお，当社は，同一の原因により発電契約者または発電者の受けた当該損害について，賠償の責めを負いません。	**10　損害賠償の免責についての特別措置（再生可能エネルギー発電設備）** 発電者が再生可能エネルギー特別措置法附則第 4 条第 1 項に定める旧特定供給者に該当する場合で，39（給電指令の実施等）によって発電者の発電もしくは放電を制限し，または中止したことにより，発電者が損害（再生可能エネルギー特別措置法施行規則第 14 条第 8 号ト において特定契約申込者が補償を求めることができるとされている場合の損害に限ります。）を受けたときは，49（損害賠償の免責）(1)にかかわらず，発電契約者の求めに応じ，当社は，当該損害について，再生可能エネルギー特別措置法施行規則第 14 条第 8 号トに定める額を限度として，補償するものといたします。 なお，当社は，同一の原因により発電契約者または発電者の受けた当該損害について，賠償の責めを負いません。
11　みなし登録特定送配電事業者についての特別措置 この約款実施の際現に改正前の電気事業法附則第 4 条第 2 項に規定されるみなし登録特定送配電事業者が，特定送配電事業の用に供するための託送供給を行なう場合の料金および必要となるその他の供給条件のうち，この約款によりがたい事項については，みなし登録特定送配電事業者と当社との協議によって定めます。	**11　みなし登録特定送配電事業者についての特別措置** この約款実施の際現に改正前の電気事業法附則第 4 条第 2 項に規定されるみなし登録特定送配電事業者が，特定送配電事業の用に供するための託送供給を行なう場合の料金および必要となるその他の供給条件のうち，この約款によりがたい事項については，みなし登録特定送配電事業者と当社との協議によって定めます。
12　受電地点への供給設備の工事費負担金（電源接続案件募集プロセス） 2 以上の発電契約者が受電地点への供給設備の全部または一部を共用する場合であって，発電契約者ごとの共用部分の工事費を電源接続案件募集プロセスにおける入札等によって算定するときは，67（受電地点への供給設備の工事費負担金）(6)ロにかかわらず，当該入札等において算定された金額を，発電契約者ごとの共用部分の工事費といたします。	**12　受電地点への供給設備の工事費負担金（電源接続案件募集プロセス）** 2 以上の発電契約者が受電地点への供給設備の全部または一部を共用する場合であって，発電契約者ごとの共用部分の工事費を電源接続案件募集プロセスにおける入札等によって算定するときは，67（受電地点への供給設備の工事費負担金）(6)ロにかかわらず，当該入札等において算定された金額を，発電契約者ごとの共用部分の工事費といたします。
13　発電量調整供給開始に至らないで発電量調整供給契約を廃止または変更される場合の費用の申受け（電源接続案件募集プロセス） 供給設備の一部または全部を施設した後，発電契約者または発電者の都合によって発電量調整供給の開始に至らないで発電量調整供給契約を廃止または変更される場合等で，発電契約者との間で電源接続案件募集プロセスにもとづき入札保証金および工事費負担金補償金等を定めるときは，72（供給開始に至らないで契約を廃止または変更される場合の費用の申受け）(2)ただし書にかかわらず，供給設備の工事を行なう前であっても，原則としてその金額を発電契約者から申し受けます。	**13　発電量調整供給開始に至らないで発電量調整供給契約を廃止または変更される場合の費用の申受け（電源接続案件募集プロセス）** 供給設備の一部または全部を施設した後，発電契約者または発電者の都合によって発電量調整供給の開始に至らないで発電量調整供給契約を廃止または変更される場合等で，発電契約者との間で電源接続案件募集プロセスにもとづき入札保証金および工事費負担金補償金等を定めるときは，72（供給開始に至らないで契約を廃止または変更される場合等の費用の申受け）(2)ただし書にかかわらず，供給設備の工事を行なう前であっても，原則としてその金額を発電契約者から申し受けます。

託送供給等約款　新旧比較表

託送供給等約款　2024年10月1日実施	託送供給等約款　2025年4月1日実施
14　軽負荷期等における電気の使用に係る特別措置 (1) 需要者の発電設備の停止または出力の抑制により生じた不足電力の補給にあてるための電気を使用される場合における特別措置 イに定める適用範囲に該当する接続供給契約で，あらかじめ契約者からこの特別措置の適用の申出がある場合の料金および必要となるその他の供給条件は，当分の間，次のとおりといたします。 イ　適用範囲 契約者が次の時間帯に，19（接続送電サービス）(2)ニによって接続送電サービス契約電力を定める供給地点において，需要者の発電設備の停止または出力の抑制により生じた不足電力の補給にあてるための電気を使用する場合に適用いたします。 (ｲ) 軽負荷期（毎年~~4~~月1日から~~5~~月~~31~~日までの期間をいいます。）における~~土曜日，日曜日，「国民の祝日に関する法律」に規定する休日，4月30日，5月1日および5月2日の~~午前8時から午後4時までの時間 (ﾛ) 再生可能エネルギー発電設備出力抑制対象時間（当社が再生可能エネルギー発電設備の出力抑制の可能性または出力抑制の要請を公表した場合における当該出力抑制の対象となる時間帯をいいます。） ロ　特別措置の適用申込みおよび使用の申出 (ｲ) 契約者は，この特別措置の適用を希望する供給地点に係る事項（需要者の名称，需要場所〔供給地点特定番号を含みます。〕）を明らかにして，当社所定の様式により，申込みをしていただきます。 (ﾛ) 原則として，当社が指定する期限までに，使用の申出をしていただきます。 (ﾊ) 15（供給および契約の単位）(2)ロによって当社が分割接続供給を行なう場合で，この特別措置の適用を希望され，需要者の発電設備の停止または出力の抑制により生じた不足電力の補給にあてるための電気を使用されるときは，あらかじめ双方の契約者で協議のうえ，(ｲ)および(ﾛ)に準じて，申込みおよび申出をしていただきます。 ハ　接続送電サービス契約電力 接続送電サービス契約電力は，19（接続送電サービス）(2)ニによって定めた値といたします。 なお，19（接続送電サービス）(2)ニの不足電力の補給にあてるための電気の供給分以外の供給分の算定上，この特別措置により電気を使用されたその1月の最大需要電力等は，その1月の最大需要電力等から19（接続送電サービス）(2)ニの契約者と当社との協議によって定めた値を差し引いたものといたします。 ニ　接続送電サービス料金 この特別措置により電気を使用したときの基本料金は，19（接続送電サービス）(3)ロ(ｲ) c (a)，(ﾛ) c (a)，ハ(ｲ) c (a)または(ﾛ) c (a)における需要者の発電設備の検査，補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気をまったく使用しないときに準じて算定いたします。ただし，その1月にこの特別措置により電気を使用し，かつ，需要者の発電設備の検査，補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気を使用したときの基本料金は，19（接続送電サービス）(3)ロ(ｲ) c (a)，(ﾛ) c (a)，ハ(ｲ) c (a)または(ﾛ) c (a)に準じて算定いたします。 ホ　その他 (ｲ) 当社は，契約者との間で，この特別措置の適用に必要となる事項について，別途覚書を締結することがあります。	**14　軽負荷期等における電気の使用に係る特別措置** (1) 需要者の発電設備の停止または出力の抑制により生じた不足電力の補給にあてるための電気を使用される場合における特別措置 イに定める適用範囲に該当する接続供給契約で，あらかじめ契約者からこの特別措置の適用の申出がある場合の料金および必要となるその他の供給条件は，当分の間，次のとおりといたします。 イ　適用範囲 契約者が次の時間帯に，19（接続送電サービス）(2)ニによって接続送電サービス契約電力を定める供給地点において，需要者の発電設備の停止または出力の抑制により生じた不足電力の補給にあてるための電気を使用する場合に適用いたします。 (ｲ) 軽負荷期（毎年3月1日から6月30日までの期間をいいます。）における午前8時から午後4時までの時間 (ﾛ) 再生可能エネルギー発電設備出力抑制対象時間（当社が再生可能エネルギー発電設備の出力抑制の可能性または出力抑制の要請を公表した場合における当該出力抑制の対象となる時間帯をいいます。） ロ　特別措置の適用申込みおよび使用の申出 (ｲ) 契約者は，この特別措置の適用を希望する供給地点に係る事項（需要者の名称，需要場所〔供給地点特定番号を含みます。〕）を明らかにして，当社所定の様式により，申込みをしていただきます。 (ﾛ) 原則として，当社が指定する期限までに，使用の申出をしていただきます。 (ﾊ) 15（供給および契約の単位）(2)ロによって当社が分割接続供給を行なう場合で，この特別措置の適用を希望され，需要者の発電設備の停止または出力の抑制により生じた不足電力の補給にあてるための電気を使用されるときは，あらかじめ双方の契約者で協議のうえ，(ｲ)および(ﾛ)に準じて，申込みおよび申出をしていただきます。 ハ　接続送電サービス契約電力 接続送電サービス契約電力は，19（接続送電サービス）(2)ニによって定めた値といたします。 なお，19（接続送電サービス）(2)ニの不足電力の補給にあてるための電気の供給分以外の供給分の算定上，この特別措置により電気を使用されたその1月の最大需要電力等は，その1月の最大需要電力等から19（接続送電サービス）(2)ニの契約者と当社との協議によって定めた値を差し引いたものといたします。 ニ　接続送電サービス料金 この特別措置により電気を使用したときの基本料金は，19（接続送電サービス）(3)ロ(ｲ) c (a)，(ﾛ) c (a)，ハ(ｲ) c (a)または(ﾛ) c (a)における需要者の発電設備の検査，補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気をまったく使用しないときに準じて算定いたします。ただし，その1月にこの特別措置により電気を使用し，かつ，需要者の発電設備の検査，補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気を使用したときの基本料金は，19（接続送電サービス）(3)ロ(ｲ) c (a)，(ﾛ) c (a)，ハ(ｲ) c (a)または(ﾛ) c (a)に準じて算定いたします。 ホ　その他 (ｲ) 当社は，契約者との間で，この特別措置の適用に必要となる事項について，別途覚書を締結することがあります。

託送供給等約款　新旧比較表

託送供給等約款　2024年10月1日実施	託送供給等約款　2025年4月1日実施
(ﾛ) 当社は，電気の需給状況その他によってやむをえない場合には，この特別措置の適用をしないことがあります。	(ﾛ) 当社は，電気の需給状況その他によってやむをえない場合には，この特別措置の適用をしないことがあります。
(2) 1年を通じての最大需要電力等が負荷移行先時間に発生する場合の取扱いについての特別措置	(2) 1年を通じての最大需要電力等が負荷移行先時間に発生する場合の取扱いについての特別措置
イ　19（接続送電サービス）(4)の適用を受ける供給地点において，需要者が軽負荷期における土曜日の午前8時から午後4時までの時間または再生可能エネルギー発電設備出力抑制対象時間に負荷移行を行ない，1年を通じての最大需要電力等が負荷移行先時間（夜間時間，軽負荷期における土曜日の午前8時から午後4時までの時間および再生可能エネルギー発電設備出力抑制対象時間をいいます。）に発生する場合で，契約者と当社との協議が整ったときのその供給地点の各月の接続送電サービス料金は，当分の間，19（接続送電サービス）(4)にかかわらず，19（接続送電サービス）(3)によって算定された金額から(ｲ)によって算定されたピークシフト割引額を差し引いたものといたします。	イ　19（接続送電サービス）(4)の適用を受ける供給地点において，需要者が軽負荷期（ただし，毎年3月1日から3月31日までの期間および6月1日から6月30日までの期間を除きます。）における土曜日の午前8時から午後4時までの時間または再生可能エネルギー発電設備出力抑制対象時間に負荷移行を行ない，1年を通じての最大需要電力等が負荷移行先時間（夜間時間，軽負荷期〔ただし，毎年3月1日から3月31日までの期間および6月1日から6月30日までの期間を除きます。〕における土曜日の午前8時から午後4時までの時間および再生可能エネルギー発電設備出力抑制対象時間をいいます。）に発生する場合で，契約者と当社との協議がととのったときのその供給地点の各月の接続送電サービス料金は，当分の間，19（接続送電サービス）(4)にかかわらず，19（接続送電サービス）(3)によって算定された金額から(ｲ)によって算定されたピークシフト割引額を差し引いたものといたします。
(ｲ) ピークシフト割引額 ピークシフト割引額は，19（接続送電サービス）(4)イに準じて算定された金額といたします。この場合，19（接続送電サービス）(4)イにいうロのピークシフト電力は，(ﾛ)のピークシフト電力といたします。	(ｲ) ピークシフト割引額 ピークシフト割引額は，19（接続送電サービス）(4)イに準じて算定された金額といたします。この場合，19（接続送電サービス）(4)イにいうロのピークシフト電力は，(ﾛ)のピークシフト電力といたします。
(ﾛ) ピークシフト電力 ピークシフト電力は，その需要者の接続送電サービス契約電力からその需要者の1年を通じての負荷移行元時間（負荷移行先時間以外の時間をいいます。）における接続供給電力の最大値を差し引いた値を上限として，負荷移行先時間に移行する負荷設備の容量（キロワット）等にもとづき，あらかじめ契約者と当社との協議によって定めます。 なお，分割接続供給の場合は，それぞれの契約者に係るピークシフト電力とあわせて，33（料金の算定）(11)にもとづき料金の調整を行なうために，1供給地点につき，1接続送電サービスを適用したときのピークシフト電力を，あらかじめ双方の契約者と当社との協議によって定めます。 また，各月の負荷移行元時間における接続供給電力の最大値の実績等から，ピークシフト電力が不適当と認められる場合には，すみやかにピークシフト電力を適正なものに変更していただきます。	(ﾛ) ピークシフト電力 ピークシフト電力は，その需要者の接続送電サービス契約電力からその需要者の1年を通じての負荷移行元時間（負荷移行先時間以外の時間をいいます。）における接続供給電力の最大値を差し引いた値を上限として，負荷移行先時間に移行する負荷設備の容量（キロワット）等にもとづき，あらかじめ契約者と当社との協議によって定めます。 なお，分割接続供給の場合は，それぞれの契約者に係るピークシフト電力とあわせて，33（料金の算定）(11)にもとづき料金の調整を行なうために，1供給地点につき，1接続送電サービスを適用したときのピークシフト電力を，あらかじめ双方の契約者と当社との協議によって定めます。 また，各月の負荷移行元時間における接続供給電力の最大値の実績等から，ピークシフト電力が不適当と認められる場合には，すみやかにピークシフト電力を適正なものに変更していただきます。
(ﾊ) 1年を通じて負荷移行先時間に最大需要電力等が発生しないことが明らかになった場合等については，本取扱いの適用をただちに解消いたします。 なお，それが19（接続送電サービス）(4)の取扱い適用後1年に満たない場合は，既に適用したピークシフト割引額（19〔接続送電サービス〕(4)によって適用したピークシフト割引額を含みます。）の合計金額を本取扱いの適用が解消された月の接続送電サービス料金に加算したものをその月の接続送電サービス料金として算定いたします。	(ﾊ) 1年を通じて負荷移行先時間に最大需要電力等が発生しないことが明らかになった場合等については，本取扱いの適用をただちに解消いたします。 なお，それが19（接続送電サービス）(4)の取扱い適用後1年に満たない場合は，既に適用したピークシフト割引額（19〔接続送電サービス〕(4)によって適用したピークシフト割引額を含みます。）の合計金額を本取扱いの適用が解消された月の接続送電サービス料金に加算したものをその月の接続送電サービス料金として算定いたします。
(ﾆ) この特別措置の適用にともない，19（接続送電サービス）(4)ハに該当する場合であっても，19（接続送電サービス）(4)ハに定める適用後1年に満たない場合の取扱いは適用いたしません。	(ﾆ) この特別措置の適用にともない，19（接続送電サービス）(4)ハに該当する場合であっても，19（接続送電サービス）(4)ハに定める適用後1年に満たない場合の取扱いは適用いたしません。
ロ　高圧または特別高圧で供給する場合で，需要者が負荷移行元時間から負荷移行先時間への負荷移行を行なった結果，1年を通じての最大需要電力等が負荷移行先時間に発生し，かつ，契約者が標準接続送電サービスまたは時間帯別接続送電サービスの適用を受け，契約者と当社との協議が整ったときのその供給地点の各	ロ　高圧または特別高圧で供給する場合で，需要者が負荷移行元時間から負荷移行先時間への負荷移行を行なった結果，1年を通じての最大需要電力等が負荷移行先時間に発生し，かつ，契約者が標準接続送電サービスまたは時間帯別接続送電サービスの適用を受け，契約者と当社との協議がととのったときのその供給地点

託送供給等約款　新旧比較表

託送供給等約款　2024年10月1日実施	託送供給等約款　2025年4月1日実施
月の接続送電サービス料金は，当分の間，19（接続送電サービス）(3)によって算定された金額から(ｲ)によって算定されたピークシフト割引額を差し引いたものといたします。 (ｲ) ピークシフト割引額 ピークシフト割引額は，19（接続送電サービス）(4)イに準じて算定された金額といたします。この場合，19（接続送電サービス）(4)イにいうロのピークシフト電力は，(ﾛ)のピークシフト電力といたします。 (ﾛ) ピークシフト電力 ピークシフト電力は，需要者の負荷移行により負荷移行元時間から負荷移行先時間に移行された増分電力をいい，その需要者の接続送電サービス契約電力からその需要者の1年を通じての負荷移行元時間における接続供給電力の最大値を差し引いた値を上限として，負荷移行先時間に移行する負荷設備の容量（キロワット）等にもとづき，あらかじめ契約者と当社との協議によって定めます。 なお，分割接続供給の場合は，それぞれの契約者に係るピークシフト電力とあわせて，33（料金の算定）(11)にもとづき料金の調整を行なうために，1供給地点につき，1接続送電サービスを適用したときのピークシフト電力を，あらかじめ双方の契約者と当社との協議によって定めます。 また，各月の負荷移行元時間における接続供給電力の最大値の実績等から，ピークシフト電力が不適当と認められる場合には，すみやかにピークシフト電力を適正なものに変更していただきます。 (ﾊ) 1年を通じて負荷移行先時間に最大需要電力等が発生しないことが明らかになった場合等については，本取扱いの適用をただちに解消いたします。 なお，それが本取扱い適用後1年に満たない場合は，既に適用したピークシフト割引額の合計金額を本取扱いの適用が解消された月の接続送電サービス料金に加算したものをその月の接続送電サービス料金として算定いたします。 ハ　附則4（揚水発電設備等が設置された需要場所に接続供給を行なう場合の特別措置）の適用を受け，かつ，イまたはロの適用を受ける場合のピークシフト電力は，附則4（揚水発電設備等が設置された需要場所に接続供給を行なう場合の特別措置）(2)ロまたはイ(ﾛ)もしくはロ(ﾛ)にかかわらず，その需要者の接続送電サービス契約電力からその需要者の1年を通じての負荷移行元時間における接続供給電力の最大値を差し引いた値を上限として，負荷移行先時間に移行する負荷設備の容量（キロワット），揚水最大電力等およびその他最大電力等ならびに揚水等損失率等にもとづき，あらかじめ契約者と当社との協議によって定めます。 なお，分割接続供給の場合は，それぞれの契約者に係るピークシフト電力とあわせて，33（料金の算定）(11)にもとづき料金の調整を行なうために，1供給地点につき，1接続送電サービスを適用したときのピークシフト電力を，あらかじめ双方の契約者と当社との協議によって定めます。 また，各月の負荷移行元時間における接続供給電力の最大値の実績等から，ピークシフト電力が不適当と認められる場合には，すみやかにピークシフト電力を適正なものに変更していただきます。	の各月の接続送電サービス料金は，当分の間，19（接続送電サービス）(3)によって算定された金額から(ｲ)によって算定されたピークシフト割引額を差し引いたものといたします。 (ｲ) ピークシフト割引額 ピークシフト割引額は，19（接続送電サービス）(4)イに準じて算定された金額といたします。この場合，19（接続送電サービス）(4)イにいうロのピークシフト電力は，(ﾛ)のピークシフト電力といたします。 (ﾛ) ピークシフト電力 ピークシフト電力は，需要者の負荷移行により負荷移行元時間から負荷移行先時間に移行された増分電力をいい，その需要者の接続送電サービス契約電力からその需要者の1年を通じての負荷移行元時間における接続供給電力の最大値を差し引いた値を上限として，負荷移行先時間に移行する負荷設備の容量（キロワット）等にもとづき，あらかじめ契約者と当社との協議によって定めます。 なお，分割接続供給の場合は，それぞれの契約者に係るピークシフト電力とあわせて，33（料金の算定）(11)にもとづき料金の調整を行なうために，1供給地点につき，1接続送電サービスを適用したときのピークシフト電力を，あらかじめ双方の契約者と当社との協議によって定めます。 また，各月の負荷移行元時間における接続供給電力の最大値の実績等から，ピークシフト電力が不適当と認められる場合には，すみやかにピークシフト電力を適正なものに変更していただきます。 (ﾊ) 1年を通じて負荷移行先時間に最大需要電力等が発生しないことが明らかになった場合等については，本取扱いの適用をただちに解消いたします。 なお，それが本取扱い適用後1年に満たない場合は，既に適用したピークシフト割引額の合計金額を本取扱いの適用が解消された月の接続送電サービス料金に加算したものをその月の接続送電サービス料金として算定いたします。 ハ　附則4（揚水発電設備等が設置された需要場所に接続供給を行なう場合の特別措置）の適用を受け，かつ，イまたはロの適用を受ける場合のピークシフト電力は，附則4（揚水発電設備等が設置された需要場所に接続供給を行なう場合の特別措置）(2)ロまたはイ(ﾛ)もしくはロ(ﾛ)にかかわらず，その需要者の接続送電サービス契約電力からその需要者の1年を通じての負荷移行元時間における接続供給電力の最大値を差し引いた値を上限として，負荷移行先時間に移行する負荷設備の容量（キロワット），揚水最大電力等およびその他最大電力等ならびに揚水等損失率等にもとづき，あらかじめ契約者と当社との協議によって定めます。 なお，分割接続供給の場合は，それぞれの契約者に係るピークシフト電力とあわせて，33（料金の算定）(11)にもとづき料金の調整を行なうために，1供給地点につき，1接続送電サービスを適用したときのピークシフト電力を，あらかじめ双方の契約者と当社との協議によって定めます。 また，各月の負荷移行元時間における接続供給電力の最大値の実績等から，ピークシフト電力が不適当と認められる場合には，すみやかにピークシフト電力を適正なものに変更していただきます。
15　再エネ海域利用法に係る特別措置 再エネ海域利用法第8条第1項の規定による海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域の指定に関する国からの要請による受電側接続検討について，電力広域的運営推進機関から依頼を受けた場合は，受電側接続検討の申込みがなされたものとみなし，9（検討および契約の申込み）(1)にもとづき受電側接続検討をいたします。この場合，検討料については，選定事業者を発電者とする発電契約者から申し受けます。	**15　再エネ海域利用法に係る特別措置** 再エネ海域利用法第8条第1項の規定による海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域の指定に関する国からの要請による受電側接続検討について，電力広域的運営推進機関から依頼を受けた場合は，受電側接続検討の申込みがなされたものとみなし，9（検討および契約の申込み）(1)にもとづき受電側接続検討をいたします。この場合，検討料については，選定事業者を発電者とする発電契約者から申し受けます。

託送供給等約款　新旧比較表

託送供給等約款　2024年10月1日実施	託送供給等約款　2025年4月1日実施
16　給電指令時補給電力料金に係る特別措置 39（給電指令の実施等）(2)への場合で，連系に係る受電側接続検討申込書類を当社が2023年1月31日までに受領し，当該受電側接続検討を当社が2023年3月31日までに受け付けたノンファーム電源（ローカル系統の増強に要する工事費負担金を当社が申し受けた発電設備等に限ります。以下「みなしファーム電源」といいます。）に対して出力の抑制を実施したときは，26（給電指令時補給電力）(2)ニ，31（電力および電力量の算定）(20)ロおよび(21)ロにおいて，当該発電設備等をファーム電源として取り扱います。	**16　給電指令時補給電力料金に係る特別措置** 39（給電指令の実施等）(2)への場合で，連系に係る受電側接続検討申込書類を当社が2023年1月31日までに受領し，当該受電側接続検討を当社が2023年3月31日までに受け付けたノンファーム電源（ローカル系統の増強に要する工事費負担金を当社が申し受けた発電設備等に限ります。以下「みなしファーム電源」といいます。）に対して出力の抑制を実施したときは，26（給電指令時補給電力）(2)ニ，31（電力および電力量の算定）(20)ロおよび(21)ロにおいて，当該発電設備等をファーム電源として取り扱います。
17　バランシンググループの設定に係る特別措置 契約者，発電契約者または需要抑制契約者が配電事業者（当社供給区域内において事業を営むものに限ります。）の供給区域において配電事業者の託送供給等約款（電気事業法第27条の12の11第1項にもとづき配電事業者が経済産業大臣に届け出たものをいい，電気事業法第27条の12の11第2項ただし書にもとづき経済産業大臣の承認を受けた料金その他の供給条件を含みます。以下「配電事業者の約款」といいます。）により託送供給または電力量調整供給を受ける場合で，当該配電事業者の配電事業に係る業務の一部（発電量調整受電計画差対応電力，接続対象計画差対応電力および需要抑制量調整受電計画差対応電力の不足電力の補給または送電超過分電力もしくは抑制超過分電力の購入ならびに給電指令等により生じた不足電力の補給に係る業務といたします。）について，当該配電事業者と当社との間で受委託に関する契約を締結し，かつ，契約者，発電契約者または需要抑制契約者が当該配電事業者の供給区域における需要場所または発電場所（調整電源に該当する発電場所を除きます。）をこの約款で設定する需要バランシンググループ，発電バランシンググループまたは需要抑制バランシンググループに属することを希望されるときの料金および必要となるその他の供給条件は，当分の間，次のとおりといたします。 (1) 代表契約者の選任 契約者および配電事業者の約款に定める契約者が複数となる場合で，1需要バランシンググループを設定することを希望されるときは，次のとおりとしていただきます。 イ　4（代表契約者の選任）にかかわらず，自己等への電気の供給の用に供するための接続供給契約の場合を除き，1需要バランシンググループを設定することを希望されるすべての者がこの約款にもとづいて当社と接続供給契約を締結するものとし，1接続供給契約における契約者を複数としていただきます。この場合，当該接続供給契約においては1需要バランシンググループを設定するものとし，この約款に関する当社との協議および接続供給の実施に関する事項についての権限を複数の契約者全員から委任された契約者を，代表契約者としてあらかじめ選任していただき，かつ，契約者が行なう，当社との手続きおよび協議，この約款に定める金銭債務の支払い等は，代表契約者を通じて行なっていただきます。また，当社は，契約者との協議および契約者への通知を代表契約者に対して行ないます。ただし，当社は，必要に応じて，代表契約者以外の契約者と，協議等をさせていただくことがあります。 ロ　契約者は，配電事業者と締結する接続供給契約においても，イによって代表契約者に選任された契約者を代表契約者としてあらかじめ選任していただきます。ただし，イによって代表契約者に選任された契約者と配電事業者が接続供給契約を締結し，イにおいて1需要バランシンググループを設定する他の契約者が当該配電事業者と接続供給契約を締結しない場合を除きます。 (2) 契約の要件 需要抑制契約者が需要抑制量調整供給契約を希望される場合で，需要抑制契約者が特定卸供給を行なう事業を営むものであるときは，8（契約の要件）(4)イにかかわらず，次のいずれにも該当すること。 イ　需要者（配電事業者の約款に定める需要者を含みます。）に対して，次の(ｲ)および(ﾛ)の事項を定めた需要抑制に関する計画を適時に策定し，当該計画にした	**17　バランシンググループの設定に係る特別措置** 契約者，発電契約者または需要抑制契約者が配電事業者（当社供給区域内において事業を営むものに限ります。）の供給区域において配電事業者の託送供給等約款（電気事業法第27条の12の11第1項にもとづき配電事業者が経済産業大臣に届け出たものをいい，電気事業法第27条の12の11第2項ただし書にもとづき経済産業大臣の承認を受けた料金その他の供給条件を含みます。以下「配電事業者の約款」といいます。）により託送供給または電力量調整供給を受ける場合で，当該配電事業者の配電事業に係る業務の一部（発電量調整受電計画差対応電力，接続対象計画差対応電力および需要抑制量調整受電計画差対応電力の不足電力の補給または送電超過分電力もしくは抑制超過分電力の購入ならびに給電指令等により生じた不足電力の補給に係る業務といたします。）について，当該配電事業者と当社との間で受委託に関する契約を締結し，かつ，契約者，発電契約者または需要抑制契約者が当該配電事業者の供給区域における需要場所または発電場所（調整電源に該当する発電場所を除きます。）をこの約款で設定する需要バランシンググループ，発電バランシンググループまたは需要抑制バランシンググループに属することを希望されるときの料金および必要となるその他の供給条件は，当分の間，次のとおりといたします。 (1) 代表契約者の選任 契約者および配電事業者の約款に定める契約者が複数となる場合で，1需要バランシンググループを設定することを希望されるときは，次のとおりとしていただきます。 イ　4（代表契約者の選任）にかかわらず，自己等への電気の供給の用に供するための接続供給契約の場合を除き，1需要バランシンググループを設定することを希望されるすべての者がこの約款にもとづいて当社と接続供給契約を締結するものとし，1接続供給契約における契約者を複数としていただきます。この場合，当該接続供給契約においては1需要バランシンググループを設定するものとし，この約款に関する当社との協議および接続供給の実施に関する事項についての権限を複数の契約者全員から委任された契約者を，代表契約者としてあらかじめ選任していただき，かつ，契約者が行なう，当社との手続きおよび協議，この約款に定める金銭債務の支払い等は，代表契約者を通じて行なっていただきます。また，当社は，契約者との協議および契約者への通知を代表契約者に対して行ないます。ただし，当社は，必要に応じて，代表契約者以外の契約者と，協議等をさせていただくことがあります。 ロ　契約者は，配電事業者と締結する接続供給契約においても，イによって代表契約者に選任された契約者を代表契約者としてあらかじめ選任していただきます。ただし，イによって代表契約者に選任された契約者と配電事業者が接続供給契約を締結し，イにおいて1需要バランシンググループを設定する他の契約者が当該配電事業者と接続供給契約を締結しない場合を除きます。 (2) 契約の要件 需要抑制契約者が需要抑制量調整供給契約を希望される場合で，需要抑制契約者が特定卸供給を行なう事業を営むものであるときは，8（契約の要件）(4)イにかかわらず，次のいずれにも該当すること。 イ　需要者（配電事業者の約款に定める需要者を含みます。）に対して，次の(ｲ)および(ﾛ)の事項を定めた需要抑制に関する計画を適時に策定し，当該計画にした

託送供給等約款　新旧比較表

託送供給等約款　2024年10月1日実施	託送供給等約款　2025年4月1日実施
がって適切な需要抑制の指示を適時に出すことができること。 (ｲ) 需要抑制量（1 キロワットをこえる電気を抑制しようとするものに限ります。） (ﾛ) 需要抑制の実施頻度および時期 ロ　イによってえられた100キロワットをこえる電気（配電事業者の約款に定める需要抑制量調整供給契約における電気を含みます。）を供給しようとするものであること。 ハ　電気の安定かつ適正な供給を確保するための適切な需給管理体制および情報管理体制を確立し，実施および維持することができること。 ニ　需要者の保護の観点から適切な情報管理体制を確立し，実施および維持できること。 ホ　需要者と電力需給に関する契約等を締結している契約者が供給力を確保するよう，当該契約者と需要抑制契約者との間または当該契約者と需要者との間で適切な契約がなされていること。 (3) 供給および契約の単位 イ　接続供給の場合，契約者は配電事業者の供給区域における需要場所について，この約款で設定する需要バランシンググループと同一の需要バランシンググループを設定していただきます。 ロ　発電量調整供給の場合，発電契約者は配電事業者の供給区域における発電場所（調整電源に該当する場合を除きます。）について，この約款で設定する発電バランシンググループと同一の発電バランシンググループを設定していただきます。 ハ　需要抑制量調整供給の場合，需要抑制契約者は配電事業者の供給区域における需要場所について，この約款で設定する需要抑制バランシンググループと同一の需要抑制バランシンググループを設定していただきます。 なお，需要抑制契約者は，需要者（配電事業者の約款に定める需要者を含みます。）と電力需給に関する契約等を締結している契約者が同一で，かつ，需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量および需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量の算定方法（31〔電力および電力量の算定〕(14)イまたはロならびに配電事業者の約款に定める需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量および需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量の算定方法をいいます。）が同一となるように需要抑制バランシンググループを設定していただきます。この場合，当該需要場所は複数の需要抑制バランシンググループ（配電事業者の約款で設定する需要抑制バランシンググループを含みます。）に属することはできないものといたします。 (4) 料　　金 イ　発電量調整受電計画差対応電力 発電バランシンググループにおいて，発電量調整受電計画差対応電力の算定上，23（発電量調整受電計画差対応電力）にかかわらず，次のとおりといたします。 (ｲ) 適　　用 発電バランシンググループにおいて，39（給電指令の実施等）(5)もしくは(6)または配電事業者の約款にもとづき配電事業者が発電契約者または配電事業者の約款に定める発電者に対して給電指令等を実施することにより補給される電気を使用されていないときに適用いたします。 (ﾛ) 発電量調整受電計画差対応電力 a　発電量調整受電計画差対応補給電力 (a) 適 用 範 囲 30分ごとの発電量調整受電電力量（配電事業者の約款に定める発電量調整受電電力量を含みます。）が，その30分の(5)ロの発電量調整受電計画電力量を下回る場合に生じた不足電力の補給にあてるための電気に適用	がって適切な需要抑制の指示を適時に出すことができること。 (ｲ) 需要抑制量（1 キロワットをこえる電気を抑制しようとするものに限ります。） (ﾛ) 需要抑制の実施頻度および時期 ロ　イによってえられた100キロワットをこえる電気（配電事業者の約款に定める需要抑制量調整供給契約における電気を含みます。）を供給しようとするものであること。 ハ　電気の安定かつ適正な供給を確保するための適切な需給管理体制および情報管理体制を確立し，実施および維持することができること。 ニ　需要者の保護の観点から適切な情報管理体制を確立し，実施および維持できること。 ホ　需要者と電力需給に関する契約等を締結している契約者が供給力を確保するよう，当該契約者と需要抑制契約者との間または当該契約者と需要者との間で適切な契約がなされていること。 (3) 供給および契約の単位 イ　接続供給の場合，契約者は配電事業者の供給区域における需要場所について，この約款で設定する需要バランシンググループと同一の需要バランシンググループを設定していただきます。 ロ　発電量調整供給の場合，発電契約者は配電事業者の供給区域における発電場所（調整電源に該当する場合を除きます。）について，この約款で設定する発電バランシンググループと同一の発電バランシンググループを設定していただきます。 ハ　需要抑制量調整供給の場合，需要抑制契約者は配電事業者の供給区域における需要場所について，この約款で設定する需要抑制バランシンググループと同一の需要抑制バランシンググループを設定していただきます。 なお，需要抑制契約者は，需要者（配電事業者の約款に定める需要者を含みます。）と電力需給に関する契約等を締結している契約者が同一で，かつ，需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量および需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量の算定方法（31〔電力および電力量の算定〕(14)イまたはロならびに配電事業者の約款に定める需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量および需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量の算定方法をいいます。）が同一となるように需要抑制バランシンググループを設定していただきます。この場合，当該需要場所は複数の需要抑制バランシンググループ（配電事業者の約款で設定する需要抑制バランシンググループを含みます。）に属することはできないものといたします。 (4) 料　　金 イ　発電量調整受電計画差対応電力 発電バランシンググループにおいて，発電量調整受電計画差対応電力の算定上，23（発電量調整受電計画差対応電力）にかかわらず，次のとおりといたします。 (ｲ) 適　　用 発電バランシンググループにおいて，39（給電指令の実施等）(5)もしくは(6)または配電事業者の約款にもとづき配電事業者が発電契約者または配電事業者の約款に定める発電者に対して給電指令等を実施することにより補給される電気を使用されていないときに適用いたします。 (ﾛ) 発電量調整受電計画差対応電力 a　発電量調整受電計画差対応補給電力 (a) 適 用 範 囲 30分ごとの発電量調整受電電力量（配電事業者の約款に定める発電量調整受電電力量を含みます。）が，その30分の(5)ロの発電量調整受電計画電力量を下回る場合に生じた不足電力の補給にあてるための電気に適用

託送供給等約款　新旧比較表

託送供給等約款　2024 年 10 月 1 日実施	託送供給等約款　2025 年 4 月 1 日実施
いたします。 (b) 発電量調整受電計画差対応補給電力料金 発電量調整受電計画差対応補給電力料金は，30 分ごとの発電量調整受電計画差対応補給電力量に(c)の発電量調整受電計画差対応補給電力料金単価を適用してえられる金額のその 1 月の合計といたします。 (c) 発電量調整受電計画差対応補給電力料金単価 発電量調整受電計画差対応補給電力料金単価は，託送供給等約款料金算定規則第 27 条にもとづきインバランス料金として算定される金額に消費税等相当額を加えた金額とし，当社が 30 分ごとに設定するものといたします。 b　発電量調整受電計画差対応余剰電力 (a) 適 用 範 囲 30 分ごとの発電量調整受電電力量（配電事業者の約款に定める発電量調整受電電力量を含みます。）が，その 30 分の(5)ロの発電量調整受電計画電力量を上回る場合の送電超過分電力について，当社が購入する電気に適用いたします。 (b) 発電量調整受電計画差対応余剰電力料金 発電量調整受電計画差対応余剰電力料金は，30 分ごとの発電量調整受電計画差対応余剰電力量に(c)の発電量調整受電計画差対応余剰電力料金単価を適用してえられる金額のその 1 月の合計といたします。 (c) 発電量調整受電計画差対応余剰電力料金単価 発電量調整受電計画差対応余剰電力料金単価は，託送供給等約款料金算定規則第 27 条にもとづきインバランス料金として算定される金額に消費税等相当額を加えた金額とし，当社が 30 分ごとに設定するものといたします。 ロ　接続対象計画差対応電力 需要バランシンググループにおいて，接続対象計画差対応電力の算定上，24（接続対象計画差対応電力）にかかわらず，次のとおりといたします。 (ｲ) 適　　用 39（給電指令の実施等）(4)または配電事業者の約款にもとづき配電事業者が契約者に対して給電指令等を実施することにより補給される電気を使用されていないときに適用いたします。 (ﾛ) 接続対象計画差対応電力 a　接続対象計画差対応補給電力 (a) 適 用 範 囲 30 分ごとの接続対象電力量（配電事業者の約款に定める接続対象電力量を含みます。）が，その 30 分の(5)ニの接続対象計画電力量を上回る場合に生じた不足電力の補給にあてるための電気に適用いたします。 (b) 接続対象計画差対応補給電力料金 接続対象計画差対応補給電力料金は，30 分ごとの接続対象計画差対応補給電力量に(c)の接続対象計画差対応補給電力料金単価を適用してえられる金額のその 1 月の合計といたします。 (c) 接続対象計画差対応補給電力料金単価 接続対象計画差対応補給電力料金単価は，託送供給等約款料金算定規則第 27 条にもとづきインバランス料金として算定される金額に消費税等相当額を加えた金額とし，当社が 30 分ごとに設定するものといたします。 b　接続対象計画差対応余剰電力 (a) 適 用 範 囲 30 分ごとの接続対象電力量（配電事業者の約款に定める接続対象電力量を含みます。）が，その 30 分の(5)ニの接続対象計画電力量を下回る場合の送電超過分電力について，当社が購入する電気に適用いたします。	いたします。 (b) 発電量調整受電計画差対応補給電力料金 発電量調整受電計画差対応補給電力料金は，30 分ごとの発電量調整受電計画差対応補給電力量に(c)の発電量調整受電計画差対応補給電力料金単価を適用してえられる金額のその 1 月の合計といたします。 (c) 発電量調整受電計画差対応補給電力料金単価 発電量調整受電計画差対応補給電力料金単価は，託送供給等約款料金算定規則第 27 条にもとづきインバランス料金として算定される金額に消費税等相当額を加えた金額とし，当社が 30 分ごとに設定するものといたします。 b　発電量調整受電計画差対応余剰電力 (a) 適 用 範 囲 30 分ごとの発電量調整受電電力量（配電事業者の約款に定める発電量調整受電電力量を含みます。）が，その 30 分の(5)ロの発電量調整受電計画電力量を上回る場合の送電超過分電力について，当社が購入する電気に適用いたします。 (b) 発電量調整受電計画差対応余剰電力料金 発電量調整受電計画差対応余剰電力料金は，30 分ごとの発電量調整受電計画差対応余剰電力量に(c)の発電量調整受電計画差対応余剰電力料金単価を適用してえられる金額のその 1 月の合計といたします。 (c) 発電量調整受電計画差対応余剰電力料金単価 発電量調整受電計画差対応余剰電力料金単価は，託送供給等約款料金算定規則第 27 条にもとづきインバランス料金として算定される金額に消費税等相当額を加えた金額とし，当社が 30 分ごとに設定するものといたします。 ロ　接続対象計画差対応電力 需要バランシンググループにおいて，接続対象計画差対応電力の算定上，24（接続対象計画差対応電力）にかかわらず，次のとおりといたします。 (ｲ) 適　　用 39（給電指令の実施等）(4)または配電事業者の約款にもとづき配電事業者が契約者に対して給電指令等を実施することにより補給される電気を使用されていないときに適用いたします。 (ﾛ) 接続対象計画差対応電力 a　接続対象計画差対応補給電力 (a) 適 用 範 囲 30 分ごとの接続対象電力量（配電事業者の約款に定める接続対象電力量を含みます。）が，その 30 分の(5)ニの接続対象計画電力量を上回る場合に生じた不足電力の補給にあてるための電気に適用いたします。 (b) 接続対象計画差対応補給電力料金 接続対象計画差対応補給電力料金は，30 分ごとの接続対象計画差対応補給電力量に(c)の接続対象計画差対応補給電力料金単価を適用してえられる金額のその 1 月の合計といたします。 (c) 接続対象計画差対応補給電力料金単価 接続対象計画差対応補給電力料金単価は，託送供給等約款料金算定規則第 27 条にもとづきインバランス料金として算定される金額に消費税等相当額を加えた金額とし，当社が 30 分ごとに設定するものといたします。 b　接続対象計画差対応余剰電力 (a) 適 用 範 囲 30 分ごとの接続対象電力量（配電事業者の約款に定める接続対象電力量を含みます。）が，その 30 分の(5)ニの接続対象計画電力量を下回る場合の送電超過分電力について，当社が購入する電気に適用いたします。

託送供給等約款　新旧比較表

託送供給等約款　2024 年 10 月 1 日実施	託送供給等約款　2025 年 4 月 1 日実施
(b) 接続対象計画差対応余剰電力料金 接続対象計画差対応余剰電力料金は，30 分ごとの接続対象計画差対応余剰電力量に(c)の接続対象計画差対応余剰電力料金単価を適用してえられる金額のその 1 月の合計といたします。 (c) 接続対象計画差対応余剰電力料金単価 接続対象計画差対応余剰電力料金単価は，託送供給等約款料金算定規則第 27 条にもとづきインバランス料金として算定される金額に消費税等相当額を加えた金額とし，当社が 30 分ごとに設定するものといたします。	(b) 接続対象計画差対応余剰電力料金 接続対象計画差対応余剰電力料金は，30 分ごとの接続対象計画差対応余剰電力量に(c)の接続対象計画差対応余剰電力料金単価を適用してえられる金額のその 1 月の合計といたします。 (c) 接続対象計画差対応余剰電力料金単価 接続対象計画差対応余剰電力料金単価は，託送供給等約款料金算定規則第 27 条にもとづきインバランス料金として算定される金額に消費税等相当額を加えた金額とし，当社が 30 分ごとに設定するものといたします。
ハ　需要抑制量調整受電計画差対応電力 需要抑制バランシンググループにおいて，需要抑制量調整受電計画差対応電力の算定上，25（需要抑制量調整受電計画差対応電力）にかかわらず，次のとおりといたします。 (ｲ) 適　　用 需要抑制バランシンググループに適用いたします。 (ﾛ) 需要抑制量調整受電計画差対応電力 a　需要抑制量調整受電計画差対応補給電力 (a) 適 用 範 囲 30 分ごとの需要抑制量調整受電電力量（配電事業者の約款に定める需要抑制量調整受電電力量を含みます。）が，その 30 分の(5)への需要抑制量調整受電計画電力量を下回る場合に生じた不足電力の補給にあてるための電気に適用いたします。 (b) 需要抑制量調整受電計画差対応補給電力料金 需要抑制量調整受電計画差対応補給電力料金は，30 分ごとの需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量に(c)の需要抑制量調整受電計画差対応補給電力料金単価を適用してえられる金額のその 1 月の合計といたします。 (c) 需要抑制量調整受電計画差対応補給電力料金単価 需要抑制量調整受電計画差対応補給電力料金単価は，託送供給等約款料金算定規則第 27 条にもとづきインバランス料金として算定される金額に消費税等相当額を加えた金額とし，当社が 30 分ごとに設定するものといたします。 b　需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力 (a) 適 用 範 囲 30 分ごとの需要抑制量調整受電電力量（配電事業者の約款に定める需要抑制量調整受電電力量を含みます。）が，その 30 分の(5)への需要抑制量調整受電計画電力量を上回る場合の抑制超過分電力について，当社が購入する電気に適用いたします。 (b) 需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力料金 需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力料金は，30 分ごとの需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量に(c)の需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力料金単価を適用してえられる金額のその 1 月の合計といたします。 (c) 需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力料金単価 需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力料金単価は，託送供給等約款料金算定規則第 27 条にもとづきインバランス料金として算定される金額に消費税等相当額を加えた金額とし，当社が 30 分ごとに設定するものといたします。	ハ　需要抑制量調整受電計画差対応電力 需要抑制バランシンググループにおいて，需要抑制量調整受電計画差対応電力の算定上，25（需要抑制量調整受電計画差対応電力）にかかわらず，次のとおりといたします。 (ｲ) 適　　用 需要抑制バランシンググループに適用いたします。 (ﾛ) 需要抑制量調整受電計画差対応電力 a　需要抑制量調整受電計画差対応補給電力 (a) 適 用 範 囲 30 分ごとの需要抑制量調整受電電力量（配電事業者の約款に定める需要抑制量調整受電電力量を含みます。）が，その 30 分の(5)への需要抑制量調整受電計画電力量を下回る場合に生じた不足電力の補給にあてるための電気に適用いたします。 (b) 需要抑制量調整受電計画差対応補給電力料金 需要抑制量調整受電計画差対応補給電力料金は，30 分ごとの需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量に(c)の需要抑制量調整受電計画差対応補給電力料金単価を適用してえられる金額のその 1 月の合計といたします。 (c) 需要抑制量調整受電計画差対応補給電力料金単価 需要抑制量調整受電計画差対応補給電力料金単価は，託送供給等約款料金算定規則第 27 条にもとづきインバランス料金として算定される金額に消費税等相当額を加えた金額とし，当社が 30 分ごとに設定するものといたします。 b　需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力 (a) 適 用 範 囲 30 分ごとの需要抑制量調整受電電力量（配電事業者の約款に定める需要抑制量調整受電電力量を含みます。）が，その 30 分の(5)への需要抑制量調整受電計画電力量を上回る場合の抑制超過分電力について，当社が購入する電気に適用いたします。 (b) 需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力料金 需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力料金は，30 分ごとの需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量に(c)の需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力料金単価を適用してえられる金額のその 1 月の合計といたします。 (c) 需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力料金単価 需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力料金単価は，託送供給等約款料金算定規則第 27 条にもとづきインバランス料金として算定される金額に消費税等相当額を加えた金額とし，当社が 30 分ごとに設定するものといたします。
ニ　給電指令時補給電力 発電バランシンググループまたは需要バランシンググループにおいて，給電指令時補給電力の算定上，26（給電指令時補給電力）にかかわらず，次のとおりといたします。 (ｲ) 契約者に係る給電指令時補給電力料金 a　適 用 範 囲	ニ　給電指令時補給電力 発電バランシンググループまたは需要バランシンググループにおいて，給電指令時補給電力の算定上，26（給電指令時補給電力）にかかわらず，次のとおりといたします。 (ｲ) 契約者に係る給電指令時補給電力料金 a　適 用 範 囲

託送供給等約款　新旧比較表

託送供給等約款　2024年10月1日実施	託送供給等約款　2025年4月1日実施
39（給電指令の実施等）(4)または配電事業者の約款にもとづき配電事業者が契約者に対して給電指令等を実施することにより補給される電気を使用されているときに適用いたします。 b　給電指令時補給電力料金 給電指令時補給電力料金は，cに定める30分ごとの給電指令時補給電力量にdの給電指令時補給電力料金単価を適用してえられる金額のその1月の合計といたします。 c　給電指令時補給電力量 給電指令時補給電力量は，給電指令等の間，(5)ヌにより30分ごとに算定された値といたします。 d　給電指令時補給電力料金単価 給電指令時補給電力料金単価は，託送供給等約款料金算定規則第27条にもとづきインバランス料金として算定される金額に消費税等相当額を加えた金額とし，当社が30分ごとに設定するものといたします。 (ﾛ) 発電契約者に係る給電指令時補給電力料金 a　適用範囲 39（給電指令の実施等）(5)もしくは(6)または配電事業者の約款にもとづき配電事業者が発電契約者または配電事業者の約款に定める発電者に対して給電指令等を実施することにより補給される電気を使用されているときに，補給される電気を使用する発電バランシンググループに適用いたします。 b　給電指令時補給電力料金 給電指令時補給電力料金は，cに定める30分ごとの給電指令時補給電力量にdの給電指令時補給電力料金単価を適用してえられる金額のその1月の合計といたします。 c　給電指令時補給電力量 給電指令時補給電力量は，給電指令等の間，(5)チにより30分ごとに算定された値といたします。 d　給電指令時補給電力料金単価 給電指令時補給電力料金単価は，託送供給等約款料金算定規則第27条にもとづきインバランス料金として算定される金額に消費税等相当額を加えた金額とし，当社が30分ごとに設定するものといたします。ただし，39（給電指令の実施等）(2)ホの場合で，ノンファーム電源（配電事業者の約款に定めるノンファーム電源を含みます。）に対して出力の抑制を実施したときは，39（給電指令の実施等）(5)により補給される電気を使用されているときの翌日取引を行なうための卸電力取引市場における30分ごとの売買取引の価格（売買取引に係る電力の受渡しが連系設備の送電容量等による制限を受けるものとして当社の供給区域において売買取引を行なうものに限ります。）に消費税等相当額を加えた金額とし，当社が30分ごとに設定するものといたします。また，当社もしくは配電事業者が指定する要件を有する発電設備等またはファーム電源（配電事業者の約款に定めるファーム電源を含みます。）であって別途当社もしくは配電事業者と給電指令時補給電力料金に関する契約を締結する設備については，当該契約によるものといたします。 (5) 電力および電力量の算定 イ　発電量調整受電計画電力 発電量調整受電計画電力は，31（電力および電力量の算定）(3)にかかわらず，ロの発電量調整受電計画電力量の値を2倍した値とし，30分ごとに算定いたします。 ロ　発電量調整受電計画電力量 発電量調整受電計画電力量は，31（電力および電力量の算定）(4)ロにかかわらず，受電地点（配電事業者の約款に定める受電地点を含みます。）において当	39（給電指令の実施等）(4)または配電事業者の約款にもとづき配電事業者が契約者に対して給電指令等を実施することにより補給される電気を使用されているときに適用いたします。 b　給電指令時補給電力料金 給電指令時補給電力料金は，cに定める30分ごとの給電指令時補給電力量にdの給電指令時補給電力料金単価を適用してえられる金額のその1月の合計といたします。 c　給電指令時補給電力量 給電指令時補給電力量は，給電指令等の間，(5)ヌにより30分ごとに算定された値といたします。 d　給電指令時補給電力料金単価 給電指令時補給電力料金単価は，託送供給等約款料金算定規則第27条にもとづきインバランス料金として算定される金額に消費税等相当額を加えた金額とし，当社が30分ごとに設定するものといたします。 (ﾛ) 発電契約者に係る給電指令時補給電力料金 a　適用範囲 39（給電指令の実施等）(5)もしくは(6)または配電事業者の約款にもとづき配電事業者が発電契約者または配電事業者の約款に定める発電者に対して給電指令等を実施することにより補給される電気を使用されているときに，補給される電気を使用する発電バランシンググループに適用いたします。 b　給電指令時補給電力料金 給電指令時補給電力料金は，cに定める30分ごとの給電指令時補給電力量にdの給電指令時補給電力料金単価を適用してえられる金額のその1月の合計といたします。 c　給電指令時補給電力量 給電指令時補給電力量は，給電指令等の間，(5)チにより30分ごとに算定された値といたします。 d　給電指令時補給電力料金単価 給電指令時補給電力料金単価は，託送供給等約款料金算定規則第27条にもとづきインバランス料金として算定される金額に消費税等相当額を加えた金額とし，当社が30分ごとに設定するものといたします。ただし，39（給電指令の実施等）(2)ホの場合で，ノンファーム電源（配電事業者の約款に定めるノンファーム電源を含みます。）に対して出力の抑制を実施したときは，39（給電指令の実施等）(5)により補給される電気を使用されているときの翌日取引を行なうための卸電力取引市場における30分ごとの売買取引の価格（売買取引に係る電力の受渡しが連系設備の送電容量等による制限を受けるものとして当社の供給区域において売買取引を行なうものに限ります。）に消費税等相当額を加えた金額とし，当社が30分ごとに設定するものといたします。また，当社もしくは配電事業者が指定する要件を有する発電設備等またはファーム電源（配電事業者の約款に定めるファーム電源を含みます。）であって別途当社もしくは配電事業者と給電指令時補給電力料金に関する契約を締結する設備については，当該契約によるものといたします。 (5) 電力および電力量の算定 イ　発電量調整受電計画電力 発電量調整受電計画電力は，31（電力および電力量の算定）(3)にかかわらず，ロの発電量調整受電計画電力量の値を2倍した値とし，30分ごとに算定いたします。 ロ　発電量調整受電計画電力量 発電量調整受電計画電力量は，31（電力および電力量の算定）(4)ロにかかわらず，受電地点（配電事業者の約款に定める受電地点を含みます。）において当

託送供給等約款　新旧比較表

託送供給等約款　2024 年 10 月 1 日実施	託送供給等約款　2025 年 4 月 1 日実施
社および配電事業者が発電契約者から受電する電気の 30 分ごとの電力量の計画値（受電地点〔配電事業者の約款に定める受電地点を含みます。〕が複数ある場合はその合計といたします。）で，発電契約者があらかじめ電力広域的運営推進機関を通じて当社に通知する発電計画といたします。ただし，別表 11（発電計画・調達計画・販売計画）に定める当日計画の発電計画と調達計画の合計値が 30 分ごとに販売計画の値と一致しない等の場合は，別表 8（発電量調整受電計画電力量，接続対象計画電力量および需要抑制量調整受電計画電力量に関する取扱い）(1)のとおりといたします。	社および配電事業者が発電契約者から受電する電気の 30 分ごとの電力量の計画値（受電地点〔配電事業者の約款に定める受電地点を含みます。〕が複数ある場合はその合計といたします。）で，発電契約者があらかじめ電力広域的運営推進機関を通じて当社に通知する発電計画といたします。ただし，別表 11（発電計画・調達計画・販売計画）に定める当日計画の発電計画と調達計画の合計値が 30 分ごとに販売計画の値と一致しない等の場合は，別表 8（発電量調整受電計画電力量，接続対象計画電力量および需要抑制量調整受電計画電力量に関する取扱い）(1)のとおりといたします。
ハ　接続対象計画電力 接続対象計画電力は，31（電力および電力量の算定）(11)にかかわらず，ニの接続対象計画電力量の値を 2 倍した値とし，30 分ごとに算定いたします。	ハ　接続対象計画電力 接続対象計画電力は，31（電力および電力量の算定）(11)にかかわらず，ニの接続対象計画電力量の値を 2 倍した値とし，30 分ごとに算定いたします。
ニ　接続対象計画電力量 接続対象計画電力量は，31（電力および電力量の算定）(12)にかかわらず，30 分ごとの接続対象電力量の計画値（供給地点〔配電事業者の約款に定める供給地点を含みます。〕が複数ある場合はその合計といたします。）で，契約者があらかじめ電力広域的運営推進機関を通じて当社に通知する需要想定値といたします。ただし，別表 10（需要計画・調達計画・販売計画）に定める当日計画の需要想定値に対する取引計画（調達計画から販売計画を差し引いたものといたします。）が 30 分ごとに需要想定値と一致しない等の場合は，別表 8（発電量調整受電計画電力量，接続対象計画電力量および需要抑制量調整受電計画電力量に関する取扱い）(2)のとおりといたします。	ニ　接続対象計画電力量 接続対象計画電力量は，31（電力および電力量の算定）(12)にかかわらず，30 分ごとの接続対象電力量の計画値（供給地点〔配電事業者の約款に定める供給地点を含みます。〕が複数ある場合はその合計といたします。）で，契約者があらかじめ電力広域的運営推進機関を通じて当社に通知する需要想定値といたします。ただし，別表 10（需要計画・調達計画・販売計画）に定める当日計画の需要想定値に対する取引計画（調達計画から販売計画を差し引いたものといたします。）が 30 分ごとに需要想定値と一致しない等の場合は，別表 8（発電量調整受電計画電力量，接続対象計画電力量および需要抑制量調整受電計画電力量に関する取扱い）(2)のとおりといたします。
ホ　需要抑制量調整受電計画電力 需要抑制量調整受電計画電力は，31（電力および電力量の算定）(15)にかかわらず，への需要抑制量調整受電計画電力量の値を 2 倍した値とし，30 分ごとに算定いたします。	ホ　需要抑制量調整受電計画電力 需要抑制量調整受電計画電力は，31（電力および電力量の算定）(15)にかかわらず，への需要抑制量調整受電計画電力量の値を 2 倍した値とし，30 分ごとに算定いたします。
ヘ　需要抑制量調整受電計画電力量 需要抑制量調整受電計画電力量は，31（電力および電力量の算定）(16)にかかわらず，当社および配電事業者が需要抑制契約者から受電する電気の 30 分ごとの電力量の計画値で，需要場所（配電事業者の約款に定める需要場所を含みます。）ごとに，需要抑制契約者があらかじめ電力広域的運営推進機関を通じて当社に通知する需要抑制計画値といたします。ただし，別表 12（需要抑制計画・調達計画・販売計画・ベースライン）に定める当日計画の調達計画が 30 分ごとに販売計画の値と一致しない等の場合は，別表 8（発電量調整受電計画電力量，接続対象計画電力量および需要抑制量調整受電計画電力量に関する取扱い）(3)のとおりといたします。	ヘ　需要抑制量調整受電計画電力量 需要抑制量調整受電計画電力量は，31（電力および電力量の算定）(16)にかかわらず，当社および配電事業者が需要抑制契約者から受電する電気の 30 分ごとの電力量の計画値で，需要場所（配電事業者の約款に定める需要場所を含みます。）ごとに，需要抑制契約者があらかじめ電力広域的運営推進機関を通じて当社に通知する需要抑制計画値といたします。ただし，別表 12（需要抑制計画・調達計画・販売計画・ベースライン）に定める当日計画の調達計画が 30 分ごとに販売計画の値と一致しない等の場合は，別表 8（発電量調整受電計画電力量，接続対象計画電力量および需要抑制量調整受電計画電力量に関する取扱い）(3)のとおりといたします。
ト　ベースライン ベースラインは，31（電力および電力量の算定）(17)にかかわらず，需要抑制量調整供給に係る需要抑制を行なわない場合の需要場所（配電事業者の約款に定める需要場所を含みます。）に係る供給地点で計量される接続供給電力量（配電事業者の約款に定める接続供給電力量を含みます。）を損失率で修正した電力量の計画値で，需要場所（配電事業者の約款に定める需要場所を含みます。）ごと（15〔供給および契約の単位〕(1)イまたはロの場合は 1 接続送電サービスまたは 1 臨時接続送電サービスごとといたします。また，配電事業者の約款に定める需要場所に複数の接続送電サービス等が適用されている場合は，1 接続送電サービス等ごとといたします。）に，需要抑制契約者があらかじめ電力広域的運営推進機関を通じて当社に通知するものといたします。	ト　ベースライン ベースラインは，31（電力および電力量の算定）(17)にかかわらず，需要抑制量調整供給に係る需要抑制を行なわない場合の需要場所（配電事業者の約款に定める需要場所を含みます。）に係る供給地点で計量される接続供給電力量（配電事業者の約款に定める接続供給電力量を含みます。）を損失率で修正した電力量の計画値で，需要場所（配電事業者の約款に定める需要場所を含みます。）ごと（15〔供給および契約の単位〕(1)イまたはロの場合は 1 接続送電サービスまたは 1 臨時接続送電サービスごとといたします。また，配電事業者の約款に定める需要場所に複数の接続送電サービス等が適用されている場合は，1 接続送電サービス等ごとといたします。）に，需要抑制契約者があらかじめ電力広域的運営推進機関を通じて当社に通知するものといたします。
チ　発電量調整受電計画差対応補給電力量 発電量調整受電計画差対応補給電力量は，31（電力および電力量の算定）(20)ロにかかわらず，次の(ｲ)，(ﾛ)および(ﾊ)によって算定された値とし，発電バランシンググループごとに算定いたします。 (ｲ) 30 分ごとに，受電地点（配電事業者の約款に定める受電地点を含みます。）	チ　発電量調整受電計画差対応補給電力量 発電量調整受電計画差対応補給電力量は，31（電力および電力量の算定）(20)ロにかかわらず，次の(ｲ)，(ﾛ)および(ﾊ)によって算定された値とし，発電バランシンググループごとに算定いたします。 (ｲ) 30 分ごとに，受電地点（配電事業者の約款に定める受電地点を含みます。）

託送供給等約款　新旧比較表

託送供給等約款　2024 年 10 月 1 日実施	託送供給等約款　2025 年 4 月 1 日実施
で計量された電力量の合計がその 30 分における発電量調整受電計画電力量を下回る場合に，30 分ごとに，次の式により算定された値といたします。 発電量調整受電計画差対応補給電力量＝ 発電量調整受電計画電力量－発電量調整受電電力量 (ﾛ) 次の場合で，当社または配電事業者が給電指令時補給を行なったときは，発電量調整受電計画差対応補給電力量の算定上，当該発電設備等の 30 分ごとの発電量調整受電計画電力量を当該受電地点における 30 分ごとの発電量調整受電電力量とみなします。この場合，当該発電設備等の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量の算定上，当該受電地点のみによる発電バランシンググループが設定されているとみなし，その発電量調整受電計画差対応補給電力量は，30 分ごとに，次の式により算定された値といたします。 発電量調整受電計画差対応補給電力量＝ 発電量調整受電計画電力量－発電量調整受電電力量 a　当社または配電事業者が指定する要件を有する発電設備等であって別途当社または配電事業者と給電指令時補給電力料金に関する契約を締結する設備に対して出力の抑制を実施した場合 b　39（給電指令の実施等）(2)イの場合で，原則として 30 分ごとの実需給の開始時刻の 1 時間前以降に発電量調整供給に係る発電設備等に対してＮ－1 電制（配電事業者の約款に定めるＮ－1 電制を含みます。）を実施したとき。 c　39（給電指令の実施等）(2)ホの場合で，発電量調整供給に係る発電設備等（配電事業者の約款に定める発電量調整供給に係る発電設備等を含みます。）に対して出力の抑制を実施したとき。 d　39（給電指令の実施等）(2)への場合で，ファーム電源（配電事業者の約款に定めるファーム電源を含みます。）に対して出力の抑制を実施したとき。 (ﾊ) 次の場合で，当社または配電事業者が給電指令時補給を行なったときは，発電量調整受電計画差対応補給電力量の算定上，当該発電設備等の 30 分ごとの発電量調整受電計画電力量を当該受電地点における 30 分ごとの発電量調整受電電力量とみなします。この場合，当該発電設備等の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量の算定上，当該受電地点のみによる発電バランシンググループが設定されているとみなし，その発電量調整受電計画差対応補給電力量は，30 分ごとに，次により算定された値といたします。 a　当社または配電事業者が 39（給電指令の実施等）(2)イ，ロ，ハまたはトの場合の給電指令等および 39（給電指令の実施等）(2)ホの場合の給電指令等により，同時に出力の抑制を実施した場合 (a) 発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が，39（給電指令の実施等）(2)ホによる出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）を下回る場合 39（給電指令の実施等）(2)ホによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，次の式により算定された値とし，39（給電指令の実施等）(2)イ，ロ，ハまたはトによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，零といたします。 発電量調整受電計画差対応補給電力量＝ 発電量調整受電計画電力量－発電量調整受電電力量 (b) 発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値	で計量された電力量の合計がその 30 分における発電量調整受電計画電力量を下回る場合に，30 分ごとに，次の式により算定された値といたします。 発電量調整受電計画差対応補給電力量＝ 発電量調整受電計画電力量－発電量調整受電電力量 (ﾛ) 次の場合で，当社または配電事業者が給電指令時補給を行なったときは，発電量調整受電計画差対応補給電力量の算定上，当該発電設備等の 30 分ごとの発電量調整受電計画電力量を当該受電地点における 30 分ごとの発電量調整受電電力量とみなします。この場合，当該発電設備等の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量の算定上，当該受電地点のみによる発電バランシンググループが設定されているとみなし，その発電量調整受電計画差対応補給電力量は，30 分ごとに，次の式により算定された値といたします。 発電量調整受電計画差対応補給電力量＝ 発電量調整受電計画電力量－発電量調整受電電力量 a　当社または配電事業者が指定する要件を有する発電設備等であって別途当社または配電事業者と給電指令時補給電力料金に関する契約を締結する設備に対して出力の抑制を実施した場合 b　39（給電指令の実施等）(2)イの場合で，原則として 30 分ごとの実需給の開始時刻の 1 時間前以降に発電量調整供給に係る発電設備等に対してＮ－1 電制（配電事業者の約款に定めるＮ－1 電制を含みます。）を実施したとき。 c　39（給電指令の実施等）(2)ホの場合で，発電量調整供給に係る発電設備等（配電事業者の約款に定める発電量調整供給に係る発電設備等を含みます。）に対して出力の抑制を実施したとき。 d　39（給電指令の実施等）(2)への場合で，ファーム電源（配電事業者の約款に定めるファーム電源を含みます。）に対して出力の抑制を実施したとき。 (ﾊ) 次の場合で，当社または配電事業者が給電指令時補給を行なったときは，発電量調整受電計画差対応補給電力量の算定上，当該発電設備等の 30 分ごとの発電量調整受電計画電力量を当該受電地点における 30 分ごとの発電量調整受電電力量とみなします。この場合，当該発電設備等の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量の算定上，当該受電地点のみによる発電バランシンググループが設定されているとみなし，その発電量調整受電計画差対応補給電力量は，30 分ごとに，次により算定された値といたします。 a　当社または配電事業者が 39（給電指令の実施等）(2)イ，ロ，ハまたはトの場合の給電指令等および 39（給電指令の実施等）(2)ホの場合の給電指令等により，同時に出力の抑制を実施した場合 (a) 発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が，39（給電指令の実施等）(2)ホによる出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）を下回る場合 39（給電指令の実施等）(2)ホによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，次の式により算定された値とし，39（給電指令の実施等）(2)イ，ロ，ハまたはトによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，零といたします。 発電量調整受電計画差対応補給電力量＝ 発電量調整受電計画電力量－発電量調整受電電力量 (b) 発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値

託送供給等約款　新旧比較表

託送供給等約款　2024年10月1日実施	託送供給等約款　2025年4月1日実施
が，39（給電指令の実施等）(2)ホによる出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）と一致または上回る場合 39（給電指令の実施等）(2)ホによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，39（給電指令の実施等）(2)ホによる出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）とし，39（給電指令の実施等）(2)イ，ロ，ハまたはトによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，次の式により算定された値といたします。 発電量調整受電計画差対応補給電力量＝発電量調整受電計画電力量 －39（給電指令の実施等）(2)ホによる出力抑制対象電力量 －発電量調整受電電力量	が，39（給電指令の実施等）(2)ホによる出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）と一致または上回る場合 39（給電指令の実施等）(2)ホによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，39（給電指令の実施等）(2)ホによる出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）とし，39（給電指令の実施等）(2)イ，ロ，ハまたはトによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，次の式により算定された値といたします。 発電量調整受電計画差対応補給電力量＝発電量調整受電計画電力量 －39（給電指令の実施等）(2)ホによる出力抑制対象電力量 －発電量調整受電電力量
b　当社または配電事業者がファーム電源（配電事業者の約款に定めるファーム電源を含みます。）に対して，39（給電指令の実施等）(2)イ，ロ，ハまたはトの場合の給電指令等および39（給電指令の実施等）(2)への場合の給電指令等により，同時に出力の抑制を実施した場合 (a) 発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が，39（給電指令の実施等）(2)へによる出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）を下回る場合 39（給電指令の実施等）(2)へによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，次の式により算定された値とし，39（給電指令の実施等）(2)イ，ロ，ハまたはトによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，零といたします。 発電量調整受電計画差対応補給電力量＝ 発電量調整受電計画電力量－発電量調整受電電力量 (b) 発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が，39（給電指令の実施等）(2)へによる出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）と一致または上回る場合 39（給電指令の実施等）(2)へによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，39（給電指令の実施等）(2)へによる出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）とし，39（給電指令の実施等）(2)イ，ロ，ハまたはトによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，次の式により算定された値といたします。 発電量調整受電計画差対応補給電力量 ＝発電量調整受電計画電力量－39（給電指令の実施等）(2)へによる出力抑制対象電力量－発電量調整受電電力量	b　当社または配電事業者がファーム電源（配電事業者の約款に定めるファーム電源を含みます。）に対して，39（給電指令の実施等）(2)イ，ロ，ハまたはトの場合の給電指令等および39（給電指令の実施等）(2)への場合の給電指令等により，同時に出力の抑制を実施した場合 (a) 発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が，39（給電指令の実施等）(2)へによる出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）を下回る場合 39（給電指令の実施等）(2)へによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，次の式により算定された値とし，39（給電指令の実施等）(2)イ，ロ，ハまたはトによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，零といたします。 発電量調整受電計画差対応補給電力量＝ 発電量調整受電計画電力量－発電量調整受電電力量 (b) 発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が，39（給電指令の実施等）(2)へによる出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）と一致または上回る場合 39（給電指令の実施等）(2)へによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，39（給電指令の実施等）(2)へによる出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）とし，39（給電指令の実施等）(2)イ，ロ，ハまたはトによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，次の式により算定された値といたします。 発電量調整受電計画差対応補給電力量 ＝発電量調整受電計画電力量－39（給電指令の実施等）(2)へによる出力抑制対象電力量－発電量調整受電電力量
c　当社または配電事業者がノンファーム電源（配電事業者の約款に定めるノンファーム電源を含みます。）であり，かつ，当社または配電事業者が指定する要件を有する発電設備等であって別途当社または配電事業者と給電指令時補給電力料金に関する契約を締結する設備に対して，39（給電指令の実	c　当社または配電事業者がノンファーム電源（配電事業者の約款に定めるノンファーム電源を含みます。）であり，かつ，当社または配電事業者が指定する要件を有する発電設備等であって別途当社または配電事業者と給電指令時補給電力料金に関する契約を締結する設備に対して，39（給電指令の実

託送供給等約款　新旧比較表

託送供給等約款　2024年10月1日実施	託送供給等約款　2025年4月1日実施
施等）(2)への場合の給電指令等および39（給電指令の実施等）(2)トの場合の給電指令等により，同時に出力の抑制を実施した場合 (a) 発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が，39（給電指令の実施等）(2)へによる出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）を下回る場合 39（給電指令の実施等）(2)へによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，次の式により算定された値とし，39（給電指令の実施等）(2)トによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，零といたします。 発電量調整受電計画差対応補給電力量 ＝発電量調整受電計画電力量－発電量調整受電電力量 (b) 発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が，39（給電指令の実施等）(2)へによる出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）と一致または上回る場合 39（給電指令の実施等）(2)へによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，39（給電指令の実施等）(2)へによる出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）とし，39（給電指令の実施等）(2)トによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，次の式により算定された値といたします。 発電量調整受電計画差対応補給電力量 ＝発電量調整受電計画電力量－39（給電指令の実施等）(2)へによる出力抑制対象電力量－発電量調整受電電力量 d　当社または配電事業者が39（給電指令の実施等）(2)ホの場合の給電指令等および39（給電指令の実施等）(2)への場合の給電指令等により，同時に出力の抑制を実施した場合 (a) 発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が，39（給電指令の実施等）(2)へによる出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）を下回る場合 39（給電指令の実施等）(2)へによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，次の式により算定された値とし，39（給電指令の実施等）(2)ホによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，零といたします。 発電量調整受電計画差対応補給電力量＝ 発電量調整受電計画電力量－発電量調整受電電力量 (b) 発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が，39（給電指令の実施等）(2)へによる出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）と一致または上回る場合 39（給電指令の実施等）(2)へによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，39（給電指	施等）(2)への場合の給電指令等および39（給電指令の実施等）(2)トの場合の給電指令等により，同時に出力の抑制を実施した場合 (a) 発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が，39（給電指令の実施等）(2)へによる出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）を下回る場合 39（給電指令の実施等）(2)へによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，次の式により算定された値とし，39（給電指令の実施等）(2)トによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，零といたします。 発電量調整受電計画差対応補給電力量 ＝発電量調整受電計画電力量－発電量調整受電電力量 (b) 発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が，39（給電指令の実施等）(2)へによる出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）と一致または上回る場合 39（給電指令の実施等）(2)へによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，39（給電指令の実施等）(2)へによる出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）とし，39（給電指令の実施等）(2)トによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，次の式により算定された値といたします。 発電量調整受電計画差対応補給電力量 ＝発電量調整受電計画電力量－39（給電指令の実施等）(2)へによる出力抑制対象電力量－発電量調整受電電力量 d　当社または配電事業者が39（給電指令の実施等）(2)ホの場合の給電指令等および39（給電指令の実施等）(2)への場合の給電指令等により，同時に出力の抑制を実施した場合 (a) 発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が，39（給電指令の実施等）(2)へによる出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）を下回る場合 39（給電指令の実施等）(2)へによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，次の式により算定された値とし，39（給電指令の実施等）(2)ホによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，零といたします。 発電量調整受電計画差対応補給電力量＝ 発電量調整受電計画電力量－発電量調整受電電力量 (b) 発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が，39（給電指令の実施等）(2)へによる出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）と一致または上回る場合 39（給電指令の実施等）(2)へによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，39（給電指

託送供給等約款　新旧比較表

託送供給等約款　2024年10月1日実施	託送供給等約款　2025年4月1日実施
令の実施等）(2)へによる出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）とし，39（給電指令の実施等）(2)ホによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，次の式により算定された値といたします。	令の実施等）(2)へによる出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）とし，39（給電指令の実施等）(2)ホによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，次の式により算定された値といたします。
発電量調整受電計画差対応補給電力量 ＝発電量調整受電計画電力量－39（給電指令の実施等）(2)へによる出力抑制対象電力量－発電量調整受電電力量	発電量調整受電計画差対応補給電力量 ＝発電量調整受電計画電力量－39（給電指令の実施等）(2)へによる出力抑制対象電力量－発電量調整受電電力量
e　当社または配電事業者が39（給電指令の実施等）(2)イ，ロ，ハまたはトの場合の給電指令等，39（給電指令の実施等）(2)ホの場合の給電指令等および39（給電指令の実施等）(2)への場合の給電指令等により，同時に出力の抑制を実施した場合	e　当社または配電事業者が39（給電指令の実施等）(2)イ，ロ，ハまたはトの場合の給電指令等，39（給電指令の実施等）(2)ホの場合の給電指令等および39（給電指令の実施等）(2)への場合の給電指令等により，同時に出力の抑制を実施した場合
(a) 発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が，39（給電指令の実施等）(2)へによる出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）を下回る場合 39（給電指令の実施等）(2)へによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，次の式により算定された値とし，39（給電指令の実施等）(2)イ，ロ，ハまたはトによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給および39(給電指令の実施等）(2)ホによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，零といたします。	(a) 発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が，39（給電指令の実施等）(2)へによる出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）を下回る場合 39（給電指令の実施等）(2)へによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，次の式により算定された値とし，39（給電指令の実施等）(2)イ，ロ，ハまたはトによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給および39(給電指令の実施等）(2)ホによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，零といたします。
発電量調整受電計画差対応補給電力量＝ 発電量調整受電計画電力量－発電量調整受電電力量	発電量調整受電計画差対応補給電力量＝ 発電量調整受電計画電力量－発電量調整受電電力量
(b) 発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が，39（給電指令の実施等）(2)へによる出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）と一致または上回り，かつ，39（給電指令の実施等）(2)へによる出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）に39（給電指令の実施等）(2)ホによる出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）を加えた値を下回る場合 39（給電指令の実施等）(2)へによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，39（給電指令の実施等）(2)へによる出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）とし，39（給電指令の実施等）(2)ホによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，次の式により算定された値とし，39(給電指令の実施等）(2)イ，ロ，ハまたはトによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，零といたします。	(b) 発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が，39（給電指令の実施等）(2)へによる出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）と一致または上回り，かつ，39（給電指令の実施等）(2)へによる出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）に39（給電指令の実施等）(2)ホによる出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）を加えた値を下回る場合 39（給電指令の実施等）(2)へによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，39（給電指令の実施等）(2)へによる出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）とし，39（給電指令の実施等）(2)ホによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，次の式により算定された値とし，39(給電指令の実施等）(2)イ，ロ，ハまたはトによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，零といたします。
発電量調整受電計画差対応補給電力量 ＝発電量調整受電計画電力量－39（給電指令の実施等）(2)へによる出力抑制対象電力量－発電量調整受電電力量	発電量調整受電計画差対応補給電力量 ＝発電量調整受電計画電力量－39（給電指令の実施等）(2)へによる出力抑制対象電力量－発電量調整受電電力量
(c) 発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が，39（給電指令の実施等）(2)へによる出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）に39（給電指令	(c) 発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が，39（給電指令の実施等）(2)へによる出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）に39（給電指令

託送供給等約款　新旧比較表

託送供給等約款　2024年10月1日実施	託送供給等約款　2025年4月1日実施
の実施等）(2)ホによる出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）を加えた値と一致または上回る場合 39（給電指令の実施等）(2)ホによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，39（給電指令の実施等）(2)ホによる出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）とし，39（給電指令の実施等）(2)へによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，39（給電指令の実施等）(2)へによる出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）とし，39（給電指令の実施等）(2)イ，ロ，ハまたはトによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，次の式により算定された値といたします。 発電量調整受電計画差対応補給電力量 ＝発電量調整受電計画電力量－39（給電指令の実施等）(2)ホによる出力抑制対象電力量－39（給電指令の実施等）(2)へによる出力抑制対象電力量－発電量調整受電電力量	の実施等）(2)ホによる出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）を加えた値と一致または上回る場合 39（給電指令の実施等）(2)ホによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，39（給電指令の実施等）(2)ホによる出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）とし，39（給電指令の実施等）(2)へによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，39（給電指令の実施等）(2)へによる出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）とし，39（給電指令の実施等）(2)イ，ロ，ハまたはトによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，次の式により算定された値といたします。 発電量調整受電計画差対応補給電力量 ＝発電量調整受電計画電力量－39（給電指令の実施等）(2)ホによる出力抑制対象電力量－39（給電指令の実施等）(2)へによる出力抑制対象電力量－発電量調整受電電力量
リ　発電量調整受電計画差対応余剰電力量 発電量調整受電計画差対応余剰電力量は，31（電力および電力量の算定）(21)ロにかかわらず，30分ごとに，受電地点（配電事業者の約款に定める受電地点を含みます。）で計量された電力量の合計がその30分における発電量調整受電計画電力量を上回る場合に，30分ごとに，次の式により算定された値とし，発電バランシンググループごとに算定いたします。ただし，当社もしくは配電事業者が指定する要件を有する発電設備等であって別途当社もしくは配電事業者と給電指令時補給電力料金に関する契約を締結する設備に対して出力の抑制を実施し，当社もしくは配電事業者が給電指令時補給を行なった場合，39（給電指令の実施等）(2)イの場合で，原則として30分ごとの実需給の開始時刻の1時間前以降に発電量調整供給に係る発電設備等に対してＮ－1電制（配電事業者の約款に定めるＮ－1電制を含みます。）を実施し，当社もしくは配電事業者が給電指令時補給を行なったとき，39（給電指令の実施等）(2)ホの場合で，発電量調整供給に係る発電設備等に対して出力の抑制を実施し，当社もしくは配電事業者が給電指令時補給を行なったときまたは39（給電指令の実施等）(2)への場合で，ファーム電源（配電事業者の約款に定めるファーム電源を含みます。）に対して出力の抑制を実施し，当社もしくは配電事業者が給電指令時補給を行なったときは，発電量調整受電計画差対応余剰電力量の算定上，当該発電設備等の30分ごとの発電量調整受電計画電力量を当該受電地点における30分ごとの発電量調整受電電力量とみなします。この場合，当該発電設備等の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量の算定上，当該受電地点のみによる発電バランシンググループが設定されているとみなし，その発電量調整受電計画差対応補給電力量の算定は，チによるものといたします。 発電量調整受電計画差対応余剰電力量＝ 発電量調整受電電力量－発電量調整受電計画電力量	リ　発電量調整受電計画差対応余剰電力量 発電量調整受電計画差対応余剰電力量は，31（電力および電力量の算定）(21)ロにかかわらず，30分ごとに，受電地点（配電事業者の約款に定める受電地点を含みます。）で計量された電力量の合計がその30分における発電量調整受電計画電力量を上回る場合に，30分ごとに，次の式により算定された値とし，発電バランシンググループごとに算定いたします。ただし，当社もしくは配電事業者が指定する要件を有する発電設備等であって別途当社もしくは配電事業者と給電指令時補給電力料金に関する契約を締結する設備に対して出力の抑制を実施し，当社もしくは配電事業者が給電指令時補給を行なった場合，39（給電指令の実施等）(2)イの場合で，原則として30分ごとの実需給の開始時刻の1時間前以降に発電量調整供給に係る発電設備等に対してＮ－1電制（配電事業者の約款に定めるＮ－1電制を含みます。）を実施し，当社もしくは配電事業者が給電指令時補給を行なったとき，39（給電指令の実施等）(2)ホの場合で，発電量調整供給に係る発電設備等に対して出力の抑制を実施し，当社もしくは配電事業者が給電指令時補給を行なったときまたは39（給電指令の実施等）(2)への場合で，ファーム電源（配電事業者の約款に定めるファーム電源を含みます。）に対して出力の抑制を実施し，当社もしくは配電事業者が給電指令時補給を行なったときは，発電量調整受電計画差対応余剰電力量の算定上，当該発電設備等の30分ごとの発電量調整受電計画電力量を当該受電地点における30分ごとの発電量調整受電電力量とみなします。この場合，当該発電設備等の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量の算定上，当該受電地点のみによる発電バランシンググループが設定されているとみなし，その発電量調整受電計画差対応補給電力量の算定は，チによるものといたします。 発電量調整受電計画差対応余剰電力量＝ 発電量調整受電電力量－発電量調整受電計画電力量
ヌ　接続対象計画差対応補給電力量 接続対象計画差対応補給電力量は，31（電力および電力量の算定）(22)にかかわらず，30分ごとの接続対象電力量（配電事業者の約款に定める接続対象電力量を含みます。）がその30分における接続対象計画電力量を上回る場合に，30分ご	ヌ　接続対象計画差対応補給電力量 接続対象計画差対応補給電力量は，31（電力および電力量の算定）(22)にかかわらず，30分ごとの接続対象電力量（配電事業者の約款に定める接続対象電力量を含みます。）がその30分における接続対象計画電力量を上回る場合に，30分ご

託送供給等約款　新旧比較表

託送供給等約款　2024年10月1日実施	託送供給等約款　2025年4月1日実施
とに，次の式により算定された値といたします。ただし，接続対象計画差対応補給電力量の算定上，当社または配電事業者が調整負荷の使用に係る調整を行なった場合は，31（電力および電力量の算定）(8)にかかわらず，当該供給地点（配電事業者の約款に定める供給地点を含みます。）で計量された30分ごとの電力量に当社または配電事業者が行なった電気の使用に係る調整にもとづきその30分ごとに算定された値を加えた値を，当該供給地点におけるその30分ごとの接続供給電力量とみなし，接続対象電力量を算定いたします。 接続対象計画差対応補給電力量＝接続対象電力量－接続対象計画電力量	とに，次の式により算定された値といたします。ただし，接続対象計画差対応補給電力量の算定上，当社または配電事業者が調整負荷の使用に係る調整を行なった場合は，31（電力および電力量の算定）(8)にかかわらず，当該供給地点（配電事業者の約款に定める供給地点を含みます。）で計量された30分ごとの電力量に当社または配電事業者が行なった電気の使用に係る調整にもとづきその30分ごとに算定された値を加えた値を，当該供給地点におけるその30分ごとの接続供給電力量とみなし，接続対象電力量を算定いたします。 接続対象計画差対応補給電力量＝接続対象電力量－接続対象計画電力量
ル　接続対象計画差対応余剰電力量 接続対象計画差対応余剰電力量は，31（電力および電力量の算定）(23)にかかわらず，30分ごとの接続対象電力量（配電事業者の約款に定める接続対象電力量を含みます。）がその30分における接続対象計画電力量を下回る場合に，30分ごとに，次の式により算定された値といたします。ただし，接続対象計画差対応余剰電力量の算定上，当社または配電事業者が調整負荷の使用に係る調整を行なった場合は，31（電力および電力量の算定）(8)にかかわらず，当該供給地点（配電事業者の約款に定める供給地点を含みます。）で計量された30分ごとの電力量に当社または配電事業者が行なった電気の使用に係る調整にもとづきその30分ごとに算定された値を加えた値を，当該供給地点におけるその30分ごとの接続供給電力量とみなし，接続対象電力量を算定いたします。 接続対象計画差対応余剰電力量＝接続対象計画電力量－接続対象電力量	ル　接続対象計画差対応余剰電力量 接続対象計画差対応余剰電力量は，31（電力および電力量の算定）(23)にかかわらず，30分ごとの接続対象電力量（配電事業者の約款に定める接続対象電力量を含みます。）がその30分における接続対象計画電力量を下回る場合に，30分ごとに，次の式により算定された値といたします。ただし，接続対象計画差対応余剰電力量の算定上，当社または配電事業者が調整負荷の使用に係る調整を行なった場合は，31（電力および電力量の算定）(8)にかかわらず，当該供給地点（配電事業者の約款に定める供給地点を含みます。）で計量された30分ごとの電力量に当社または配電事業者が行なった電気の使用に係る調整にもとづきその30分ごとに算定された値を加えた値を，当該供給地点におけるその30分ごとの接続供給電力量とみなし，接続対象電力量を算定いたします。 接続対象計画差対応余剰電力量＝接続対象計画電力量－接続対象電力量
ヲ　需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量 需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量は，31（電力および電力量の算定）(24)にかかわらず，30分ごとの需要抑制量調整受電電力量（配電事業者の約款に定める需要抑制量調整受電電力量を含みます。）がその30分における需要抑制量調整受電計画電力量を下回る場合に，需要抑制バランシンググループごとに，30分ごとに，次の式により算定された値の合計といたします。ただし，需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量の算定上，当社または配電事業者が調整負荷の使用に係る調整を行なった場合は，31（電力および電力量の算定）(14)イまたはロにかかわらず，当該需要場所（配電事業者の約款に定める需要場所を含みます。）に係る接続供給電力量を損失率で修正した値が，ベースラインを上回るとき，またはベースラインを下回り，かつ，ベースラインから需要抑制量調整受電計画電力量を差し引いた値を上回るときは，当該需要場所に係る需要抑制量調整受電計画電力量を当該需要場所に係る需要抑制量調整受電電力量とみなします。 需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量 ＝需要抑制量調整受電計画電力量－需要抑制量調整受電電力量 ただし，需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量の算定方法として31（電力および電力量の算定）(14)ロを適用し，かつ，配電事業者の約款に定める需要抑制量調整受電計画電力量を上限としない算定方法を適用している場合で，30分ごとの需要抑制量調整受電電力量が零となるときの上式は，次のとおりといたします。 需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量 ＝需要抑制量調整受電計画電力量 ＋接続供給電力量／｛1－損失率（32〔損失率〕に定める損失率といたし	ヲ　需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量 需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量は，31（電力および電力量の算定）(24)にかかわらず，30分ごとの需要抑制量調整受電電力量（配電事業者の約款に定める需要抑制量調整受電電力量を含みます。）がその30分における需要抑制量調整受電計画電力量を下回る場合に，需要抑制バランシンググループごとに，30分ごとに，次の式により算定された値の合計といたします。ただし，需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量の算定上，当社または配電事業者が調整負荷の使用に係る調整を行なった場合は，31（電力および電力量の算定）(14)イまたはロにかかわらず，当該需要場所（配電事業者の約款に定める需要場所を含みます。）に係る接続供給電力量を損失率で修正した値が，ベースラインを上回るとき，またはベースラインを下回り，かつ，ベースラインから需要抑制量調整受電計画電力量を差し引いた値を上回るときは，当該需要場所に係る需要抑制量調整受電計画電力量を当該需要場所に係る需要抑制量調整受電電力量とみなします。 需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量 ＝需要抑制量調整受電計画電力量－需要抑制量調整受電電力量 ただし，需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量の算定方法として31（電力および電力量の算定）(14)ロを適用し，かつ，配電事業者の約款に定める需要抑制量調整受電計画電力量を上限としない算定方法を適用している場合で，30分ごとの需要抑制量調整受電電力量が零となるときの上式は，次のとおりといたします。 需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量 ＝需要抑制量調整受電計画電力量 ＋接続供給電力量／｛1－損失率（32〔損失率〕に定める損失率といたし

託送供給等約款　新旧比較表

託送供給等約款　2024年10月1日実施	託送供給等約款　2025年4月1日実施
ます。)} ーベースライン ワ　需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量 需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量は，31（電力および電力量の算定）(25)にかかわらず，30分ごとの需要抑制量調整受電電力量（配電事業者の約款に定める需要抑制量調整受電電力量を含みます。）がその30分における需要抑制量調整受電計画電力量を上回る場合に，需要抑制バランシンググループごとに，30分ごとに，次の式により算定された値の合計といたします。ただし，需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量の算定上，当社または配電事業者が調整負荷の使用に係る調整を行なった場合は，31（電力および電力量の算定）(14)ロにかかわらず，当該需要場所（配電事業者の約款に定める需要場所を含みます。）に係る接続供給電力量を損失率で修正した値が，ベースラインの値から需要抑制量調整受電計画電力量を差し引いた値を下回るときは，当該需要場所に係る需要抑制量調整受電計画電力量を当該需要場所に係る需要抑制量調整受電電力量とみなします。 需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量 ＝需要抑制量調整受電電力量－需要抑制量調整受電計画電力量 (6) 託送供給等の実施 イ　接続供給の場合，契約者は，別表10（需要計画・調達計画・販売計画）の需要想定値および需要想定値に対する調達計画・販売計画における接続対象電力または接続対象電力量に，配電事業者の約款に定める接続対象電力または接続対象電力量を含めていただきます。 ロ　発電量調整供給の場合，発電契約者は，別表11（発電計画・調達計画・販売計画）の発電計画および調達計画・販売計画における発電量調整受電電力または発電量調整受電電力量に，配電事業者の約款に定める発電量調整受電電力または発電量調整受電電力量を含めていただきます。 ハ　需要抑制量調整供給の場合，需要抑制契約者は，別表12（需要抑制計画・調達計画・販売計画・ベースライン）の需要抑制計画および調達計画・販売計画における需要抑制量調整受電電力または需要抑制量調整受電電力量に，配電事業者の約款に定める需要抑制量調整受電電力または需要抑制量調整受電電力量を含めていただきます。 (7) 解　約　等 当社は，契約者，発電契約者または需要抑制契約者が次のいずれかに該当し，当社が契約者，発電契約者または需要抑制契約者にその改善を求めた場合で，40（適正契約の保持等）に定める適正契約への変更および適正な使用状態，発電・放電状態または需要抑制状態への修正に応じていただけないときには，55（解約等）(1)ハ(ｲ)，(ﾛ)，(ﾊ)または(ﾆ)にかかわらず，接続供給契約，振替供給契約，発電量調整供給契約または需要抑制量調整供給契約を解約することがあります。 イ　託送供給の場合は，8（契約の要件）(1)を，発電量調整供給の場合は，8（契約の要件）(2)を，需要抑制量調整供給の場合は，8（契約の要件）(4)ロ，ハ，ニもしくはホまたは(2)を欠くに至った場合 ロ　接続供給の場合で，頻繁に接続対象電力量（配電事業者の約款に定める接続対象電力量を含みます。）と接続対象計画電力量との間に著しい差が生じるとき。 ハ　発電量調整供給の場合で，頻繁に発電量調整受電電力量（配電事業者の約款に定める発電量調整受電電力量を含みます。）と発電量調整受電計画電力量との間に著しい差が生じるとき。 ニ　需要抑制量調整供給の場合で，頻繁に需要抑制量調整受電電力量（配電事業者の約款に定める需要抑制量調整受電電力量を含みます。）と需要抑制量調整受電	ます。)} ーベースライン ワ　需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量 需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量は，31（電力および電力量の算定）(25)にかかわらず，30分ごとの需要抑制量調整受電電力量（配電事業者の約款に定める需要抑制量調整受電電力量を含みます。）がその30分における需要抑制量調整受電計画電力量を上回る場合に，需要抑制バランシンググループごとに，30分ごとに，次の式により算定された値の合計といたします。ただし，需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量の算定上，当社または配電事業者が調整負荷の使用に係る調整を行なった場合は，31（電力および電力量の算定）(14)ロにかかわらず，当該需要場所（配電事業者の約款に定める需要場所を含みます。）に係る接続供給電力量を損失率で修正した値が，ベースラインの値から需要抑制量調整受電計画電力量を差し引いた値を下回るときは，当該需要場所に係る需要抑制量調整受電計画電力量を当該需要場所に係る需要抑制量調整受電電力量とみなします。 需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量 ＝需要抑制量調整受電電力量－需要抑制量調整受電計画電力量 (6) 託送供給等の実施 イ　接続供給の場合，契約者は，別表10（需要計画・調達計画・販売計画）の需要想定値および需要想定値に対する調達計画・販売計画における接続対象電力または接続対象電力量に，配電事業者の約款に定める接続対象電力または接続対象電力量を含めていただきます。 ロ　発電量調整供給の場合，発電契約者は，別表11（発電計画・調達計画・販売計画）の発電計画および調達計画・販売計画における発電量調整受電電力または発電量調整受電電力量に，配電事業者の約款に定める発電量調整受電電力または発電量調整受電電力量を含めていただきます。 ハ　需要抑制量調整供給の場合，需要抑制契約者は，別表12（需要抑制計画・調達計画・販売計画・ベースライン）の需要抑制計画および調達計画・販売計画における需要抑制量調整受電電力または需要抑制量調整受電電力量に，配電事業者の約款に定める需要抑制量調整受電電力または需要抑制量調整受電電力量を含めていただきます。 (7) 解　約　等 当社は，契約者，発電契約者または需要抑制契約者が次のいずれかに該当し，当社が契約者，発電契約者または需要抑制契約者にその改善を求めた場合で，40（適正契約の保持等）に定める適正契約への変更および適正な使用状態，発電・放電状態または需要抑制状態への修正に応じていただけないときには，55（解約等）(1)ハ(ｲ)，(ﾛ)，(ﾊ)または(ﾆ)にかかわらず，接続供給契約，振替供給契約，発電量調整供給契約または需要抑制量調整供給契約を解約することがあります。 イ　託送供給の場合は，8（契約の要件）(1)を，発電量調整供給の場合は，8（契約の要件）(2)を，需要抑制量調整供給の場合は，8（契約の要件）(4)ロ，ハ，ニもしくはホまたは(2)を欠くに至った場合 ロ　接続供給の場合で，頻繁に接続対象電力量（配電事業者の約款に定める接続対象電力量を含みます。）と接続対象計画電力量との間に著しい差が生じるとき。 ハ　発電量調整供給の場合で，頻繁に発電量調整受電電力量（配電事業者の約款に定める発電量調整受電電力量を含みます。）と発電量調整受電計画電力量との間に著しい差が生じるとき。 ニ　需要抑制量調整供給の場合で，頻繁に需要抑制量調整受電電力量（配電事業者の約款に定める需要抑制量調整受電電力量を含みます。）と需要抑制量調整受電

託送供給等約款　新旧比較表

託送供給等約款　2024 年 10 月 1 日実施	託送供給等約款　2025 年 4 月 1 日実施
計画電力量との間に著しい差が生じるとき。	計画電力量との間に著しい差が生じるとき。
(8) 発電量調整供給契約についての特別措置（再生可能エネルギー発電設備）	(8) 発電量調整供給契約についての特別措置（再生可能エネルギー発電設備）
イ　契約者が特定契約を締結している場合もしくは特定送配電事業者が特定契約を締結している場合または契約者が当社または配電事業者と再生可能エネルギー電気卸供給契約を締結し，指定した再生可能エネルギー発電設備から電気を調達する場合は，附則 5（発電量調整供給契約についての特別措置〔再生可能エネルギー発電設備〕）(1)にかかわらず，原則として，当社の供給区域においては契約者または特定送配電事業者と当社との間で，配電事業者の供給区域においては契約者または特定送配電事業者と配電事業者との間で発電量調整供給契約を締結し，特例発電バランシンググループを設定していただきます。この場合，契約者が締結する特定契約に係る発電設備，特定送配電事業者が締結する特定契約に係る発電設備および当社または配電事業者との再生可能エネルギー電気卸供給契約に係る発電設備は，同一のバランシンググループに属することはできないものといたします。	イ　契約者が特定契約を締結している場合もしくは特定送配電事業者が特定契約を締結している場合または契約者が当社または配電事業者と再生可能エネルギー電気卸供給契約を締結し，指定した再生可能エネルギー発電設備から電気を調達する場合は，附則 5（発電量調整供給契約についての特別措置〔再生可能エネルギー発電設備〕）(1)にかかわらず，原則として，当社の供給区域においては契約者または特定送配電事業者と当社との間で，配電事業者の供給区域においては契約者または特定送配電事業者と配電事業者との間で発電量調整供給契約を締結し，特例発電バランシンググループを設定していただきます。この場合，契約者が締結する特定契約に係る再生可能エネルギー発電設備，特定送配電事業者が締結する特定契約に係る再生可能エネルギー発電設備および当社または配電事業者との再生可能エネルギー電気卸供給契約に係る再生可能エネルギー発電設備は，同一のバランシンググループに属することはできないものといたします。
ロ　イにより発電量調整供給契約を締結する場合において，契約者（特定送配電事業者が契約者となる場合を除きます。）が希望されるときは，契約者の指定する発電バランシンググループ（当該発電バランシンググループにおける特定契約が 2016 年 4 月 1 日以降に締結され，かつ，バイオマス発電設備であって化石燃料を混焼するもの〔再生可能エネルギー特別措置法施行規則第 14 条第 8 号ニに定める地域資源バイオマス発電設備を除きます。〕であるときを除きます。）に係る料金および必要となるその他の供給条件は次のとおりといたします。	ロ　イにより発電量調整供給契約を締結する場合において，契約者（特定送配電事業者が契約者となる場合を除きます。）が希望されるときは，契約者の指定する発電バランシンググループ（当該発電バランシンググループにおける特定契約が 2016 年 4 月 1 日以降に締結され，かつ，バイオマス発電設備であって化石燃料を混焼するもの〔再生可能エネルギー特別措置法施行規則第 14 条第 8 号ニに定める地域資源バイオマス発電設備を除きます。〕であるときを除きます。）に係る料金および必要となるその他の供給条件は次のとおりといたします。
(ｲ) 発電量調整供給に係る料金は，附則 5（発電量調整供給契約についての特別措置〔再生可能エネルギー発電設備〕）(5)ロにかかわらず，18（料金）(2)に定める料金，(ﾛ)により算定されるインバランスリスク料および再生可能エネルギー予測誤差対応調整力確保料といたします。ただし，契約者が当社または配電事業者と再生可能エネルギー電気卸供給契約を締結し，指定した再生可能エネルギー発電設備から電気を調達する場合は，インバランスリスク料および再生可能エネルギー予測誤差対応調整力確保料は申し受けません。	(ｲ) 発電量調整供給に係る料金は，附則 5（発電量調整供給契約についての特別措置〔再生可能エネルギー発電設備〕）(5)ロにかかわらず，18（料金）(2)に定める料金，(ﾛ)により算定されるインバランスリスク料および再生可能エネルギー予測誤差対応調整力確保料といたします。ただし，契約者が当社または配電事業者と再生可能エネルギー電気卸供給契約を締結し，指定した再生可能エネルギー発電設備から電気を調達する場合は，インバランスリスク料および再生可能エネルギー予測誤差対応調整力確保料は申し受けません。
(ﾛ) インバランスリスク料は，附則 5（発電量調整供給契約についての特別措置〔再生可能エネルギー発電設備〕）(5)ホにかかわらず，特例発電バランシンググループにおける 30 分ごとの発電量調整受電電力量（配電事業者の約款に定める発電量調整受電電力量を含みます。）にインバランスリスク単価を適用してえられる金額のその 1 月の合計（合計額が負となる場合は零といたします。）といたします。また，再生可能エネルギー予測誤差対応調整力確保料は，特例発電バランシンググループにおける 30 分ごとの発電量調整受電電力量（配電事業者の約款に定める発電量調整受電電力量を含みます。）に，再生可能エネルギー予測誤差対応単価を適用してえられる金額のその 1 月の合計といたします。	(ﾛ) インバランスリスク料は，附則 5（発電量調整供給契約についての特別措置〔再生可能エネルギー発電設備〕）(5)ホにかかわらず，特例発電バランシンググループにおける 30 分ごとの発電量調整受電電力量（配電事業者の約款に定める発電量調整受電電力量を含みます。）にインバランスリスク単価を適用してえられる金額のその 1 月の合計（合計額が負となる場合は零といたします。）といたします。また，再生可能エネルギー予測誤差対応調整力確保料は，特例発電バランシンググループにおける 30 分ごとの発電量調整受電電力量（配電事業者の約款に定める発電量調整受電電力量を含みます。）に，再生可能エネルギー予測誤差対応単価を適用してえられる金額のその 1 月の合計といたします。
(ﾊ) 当社は，附則 5（発電量調整供給契約についての特別措置〔再生可能エネルギー発電設備〕）(5)トにかかわらず，30 分ごとの契約者が締結する特定契約または当社，配電事業者もしくは特定送配電事業者との再生可能エネルギー電気卸供給契約に係る発電量調整受電計画電力量を決定し，原則として発電量調整供給実施日の前々日の午後 4 時までに契約者に通知いたします。 　また，当社は，当該発電量調整受電計画電力量の見直しを行ない，変更後の発電量調整受電計画電力量を決定し，原則として発電量調整供給実施日の前日午前 6 時までに契約者に再通知いたします。 　なお，契約者は，必要に応じて発電量調整受電計画電力量の決定に必要となる事項に関する文書を当社に提出していただきます。	(ﾊ) 当社は，附則 5（発電量調整供給契約についての特別措置〔再生可能エネルギー発電設備〕）(5)トにかかわらず，30 分ごとの契約者が締結する特定契約または当社，配電事業者もしくは特定送配電事業者との再生可能エネルギー電気卸供給契約に係る発電量調整受電計画電力量を決定し，原則として発電量調整供給実施日の前々日の午後 4 時までに契約者に通知いたします。 　また，当社は，当該発電量調整受電計画電力量の見直しを行ない，変更後の発電量調整受電計画電力量を決定し，原則として発電量調整供給実施日の前日午前 6 時までに契約者に再通知いたします。 　なお，契約者は，必要に応じて発電量調整受電計画電力量の決定に必要となる事項に関する文書を当社に提出していただきます。
(ﾆ) ローカル系統における電気の潮流が系統安定度等にもとづき算定される運用可能な容量を超過し，または超過するおそれがある場合で，当社または配電事業者がノンファーム電源（配電事業者の約款に定めるノンファーム電源を含	(ﾆ) ローカル系統における電気の潮流が系統安定度等にもとづき算定される運用可能な容量を超過し，または超過するおそれがある場合で，当社または配電事業者がノンファーム電源（配電事業者の約款に定めるノンファーム電源を含

託送供給等約款　新旧比較表

託送供給等約款　2024年10月1日実施	託送供給等約款　2025年4月1日実施
みます。）の出力の抑制に係る通知を発電者または契約者に行なったときは，(ハ)にかかわらず，契約者は，発電量調整受電計画電力量の見直しを行なっていただきます。 ハ　イにより発電量調整供給契約を締結する場合において，契約者が当社または配電事業者と再生可能エネルギー電気卸供給契約を締結し，指定した再生可能エネルギー発電設備から電気を調達するときの契約者の指定する発電バランシンググループ（ロにおいて，契約者が希望される場合を除きます。）に係るインバランスリスク料は，附則5（発電量調整供給契約についての特別措置〔再生可能エネルギー発電設備〕）(6)ロにかかわらず，特例発電バランシンググループにおける30分ごとの発電量調整受電電力量（配電事業者の約款に定める発電量調整受電電力量を含みます。）にインバランスリスク単価を適用してえられる金額のその1月の合計（合計額が負となる場合は零といたします。）といたします。 (9) 離島についての特別措置 イ　発電量調整受電計画差対応補給電力料金単価等 離島における発電量調整受電計画差対応補給電力料金単価，接続対象計画差対応補給電力料金単価，需要抑制量調整受電計画差対応補給電力料金単価または給電指令時補給電力料金単価については，(4)イ(ﾛ)a(c)，(4)ロ(ﾛ)a(c)，(4)ハ(ﾛ)a(c)または(4)ニ(ｲ)dもしくは(4)ニ(ﾛ)dにかかわらず，次のとおりといたします。 1キロワット時につき　57円74銭 ただし，当社もしくは配電事業者が指定する要件を有する発電設備等またはファーム電源（配電事業者の約款に定めるファーム電源を含みます。）であって別途当社もしくは配電事業者と給電指令時補給電力料金に関する契約を締結する設備に係る給電指令時補給電力料金単価は，当該契約によるものといたします。 ロ　発電量調整受電計画差対応余剰電力料金単価等 離島における発電量調整受電計画差対応余剰電力料金単価，接続対象計画差対応余剰電力料金単価または需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力料金単価については，(4)イ(ﾛ)b(c)，(4)ロ(ﾛ)b(c)または(4)ハ(ﾛ)b(c)にかかわらず，次のとおりといたします。 1キロワット時につき　23円33銭 (10) 給電指令時補給電力料金に係る特別措置 39（給電指令の実施等）(2)への場合で，みなしファーム電源（配電事業者の約款に定めるみなしファーム電源を含みます。）に対して出力の抑制を実施したときは，(4)ニ(ﾛ)d，(5)チおよび(5)リにおいて，当該発電設備等をファーム電源として取り扱います。 (11) その他の事項については，この約款および配電事業者の約款に準ずるものといたします。	みます。）の出力の抑制に係る通知を発電者または契約者に行なったときは，(ハ)にかかわらず，契約者は，発電量調整受電計画電力量の見直しを行なっていただきます。 ハ　イにより発電量調整供給契約を締結する場合において，契約者が当社または配電事業者と再生可能エネルギー電気卸供給契約を締結し，指定した再生可能エネルギー発電設備から電気を調達するときの契約者の指定する発電バランシンググループ（ロにおいて，契約者が希望される場合を除きます。）に係るインバランスリスク料は，附則5（発電量調整供給契約についての特別措置〔再生可能エネルギー発電設備〕）(6)ロにかかわらず，特例発電バランシンググループにおける30分ごとの発電量調整受電電力量（配電事業者の約款に定める発電量調整受電電力量を含みます。）にインバランスリスク単価を適用してえられる金額のその1月の合計（合計額が負となる場合は零といたします。）といたします。 (9) 離島についての特別措置 イ　発電量調整受電計画差対応補給電力料金単価等 離島における発電量調整受電計画差対応補給電力料金単価，接続対象計画差対応補給電力料金単価，需要抑制量調整受電計画差対応補給電力料金単価または給電指令時補給電力料金単価については，(4)イ(ﾛ)a(c)，(4)ロ(ﾛ)a(c)，(4)ハ(ﾛ)a(c)または(4)ニ(ｲ)dもしくは(4)ニ(ﾛ)dにかかわらず，次のとおりといたします。 1キロワット時につき　57円74銭 ただし，当社もしくは配電事業者が指定する要件を有する発電設備等またはファーム電源（配電事業者の約款に定めるファーム電源を含みます。）であって別途当社もしくは配電事業者と給電指令時補給電力料金に関する契約を締結する設備に係る給電指令時補給電力料金単価は，当該契約によるものといたします。 ロ　発電量調整受電計画差対応余剰電力料金単価等 離島における発電量調整受電計画差対応余剰電力料金単価，接続対象計画差対応余剰電力料金単価または需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力料金単価については，(4)イ(ﾛ)b(c)，(4)ロ(ﾛ)b(c)または(4)ハ(ﾛ)b(c)にかかわらず，次のとおりといたします。 1キロワット時につき　23円33銭 (10) 給電指令時補給電力料金に係る特別措置 39（給電指令の実施等）(2)への場合で，みなしファーム電源（配電事業者の約款に定めるみなしファーム電源を含みます。）に対して出力の抑制を実施したときは，(4)ニ(ﾛ)d，(5)チおよび(5)リにおいて，当該発電設備等をファーム電源として取り扱います。 (11) その他の事項については，この約款および配電事業者の約款に準ずるものといたします。
18　Ｎ－1電制の実施についての特別措置 (1) 当社は，39（給電指令の実施等）(2)イの場合で，発電量調整供給に係る発電設備等であって当社が特定契約を締結する再生可能エネルギー発電設備に対してＮ－1電制を実施したときは，39（給電指令の実施等）(~~11~~)にかかわらず，Ｎ－1電制時調達不足電力量の調達に要した費用の実費相当額から，30分ごとのＮ－1電制時調達不足電力量に再生可能エネルギー特別措置法施行規則第13条の3の4に定める回避可能費用単価（以下「回避可能費用単価」といいます。）に消費税等相当額を加えた金額を乗じてえた金額を差し引いた金額について，電力広域的運営推進機関が認める範囲においてＮ－1電制オペレーション費用として契約者にお支払いいたします。 (2) 当社は，39（給電指令の実施等）(2)イの場合で，発電量調整供給に係る発電設備等であって契約者または特定送配電事業者が特定契約を締結する再生可能エネルギー発電設備に対してＮ－1電制を実施したときは，39（給電指令の実施等）(~~11~~)	**18　Ｎ－1電制の実施についての特別措置** (1) 当社は，39（給電指令の実施等）(2)イの場合で，発電量調整供給に係る発電設備等であって当社が特定契約を締結する再生可能エネルギー発電設備に対してＮ－1電制を実施したときは，39（給電指令の実施等）(9)にかかわらず，Ｎ－1電制時調達不足電力量の調達に要した費用の実費相当額から，30分ごとのＮ－1電制時調達不足電力量に再生可能エネルギー特別措置法施行規則第13条の3の4に定める回避可能費用単価（以下「回避可能費用単価」といいます。）に消費税等相当額を加えた金額を乗じてえた金額を差し引いた金額について，電力広域的運営推進機関が認める範囲においてＮ－1電制オペレーション費用として契約者にお支払いいたします。 (2) 当社は，39（給電指令の実施等）(2)イの場合で，発電量調整供給に係る発電設備等であって契約者または特定送配電事業者が特定契約を締結する再生可能エネルギー発電設備に対してＮ－1電制を実施したときは，39（給電指令の実施等）(9)

託送供給等約款　新旧比較表

託送供給等約款　2024年10月1日実施	託送供給等約款　2025年4月1日実施
にかかわらず，Ｎ－1 電制時調達不足電力量の調達に要した費用の実費相当額に，Ｎ－1 電制が実施された発電設備を再度起動するために要した燃料費等の費用の実費およびＮ－1 電制時調達不足電力量に当該特定契約に係る再生可能エネルギー特別措置法第3条第2項または第8条第1項に定める調達価格を乗じてえた金額を加えた金額から，Ｎ－1 電制が実施されなかったとしたときにその発電設備がＮ－1 電制時調達不足電力量を発電するのに要したであろう費用に相当する金額および30分ごとのＮ－1 電制時調達不足電力量に回避可能費用単価に消費税等相当額を加えた金額を乗じてえた金額を差し引いた金額について，電力広域的運営推進機関が認める範囲においてＮ－1 電制オペレーション費用として契約者または特定送配電事業者にお支払いいたします。 (3) 当社は，39（給電指令の実施等）(2)イの場合で，発電量調整供給に係る発電設備等であって再生可能エネルギー特別措置法第2条の2第1項に定める市場取引等により再生可能エネルギー電気を供給する事業に係る発電設備に対してＮ－1 電制を実施したときは，39（給電指令の実施等）(~~11~~)にかかわらず，Ｎ－1 電制時調達不足電力量の調達に要した費用の実費相当額に，Ｎ－1 電制が実施された発電設備を再度起動するために要した燃料費等の費用の実費およびＮ－1 電制時調達不足電力量に応じてえられる供給促進交付金の金額（再生可能エネルギー特別措置法第2条の4にもとづき算定される金額をいいます。）を加えた金額から，Ｎ－1 電制が実施されなかったとしたときにその発電設備がＮ－1 電制時調達不足電力量を発電するのに要したであろう費用に相当する金額を差し引いた金額について，電力広域的運営推進機関が認める範囲においてＮ－1 電制オペレーション費用として発電契約者にお支払いいたします。	にかかわらず，Ｎ－1 電制時調達不足電力量の調達に要した費用の実費相当額に，Ｎ－1 電制が実施された発電設備等を再度起動するために要した燃料費等の費用の実費およびＮ－1 電制時調達不足電力量に当該特定契約に係る再生可能エネルギー特別措置法第3条第2項または第8条第1項に定める調達価格を乗じてえた金額を加えた金額から，Ｎ－1 電制が実施されなかったとしたときにその発電設備等がＮ－1 電制時調達不足電力量を発電または放電するのに要したであろう費用に相当する金額および30分ごとのＮ－1 電制時調達不足電力量に回避可能費用単価に消費税等相当額を加えた金額を乗じてえた金額を差し引いた金額について，電力広域的運営推進機関が認める範囲においてＮ－1 電制オペレーション費用として契約者または特定送配電事業者にお支払いいたします。 (3) 当社は，39（給電指令の実施等）(2)イの場合で，発電量調整供給に係る発電設備等であって再生可能エネルギー特別措置法第2条の2第1項に定める市場取引等により再生可能エネルギー電気を供給する事業に係る発電設備等に対してＮ－1 電制を実施したときは，39（給電指令の実施等）(9)にかかわらず，Ｎ－1 電制時調達不足電力量の調達に要した費用の実費相当額に，Ｎ－1 電制が実施された発電設備等を再度起動するために要した燃料費等の費用の実費およびＮ－1 電制時調達不足電力量に応じてえられる供給促進交付金の金額（再生可能エネルギー特別措置法第2条の4にもとづき算定される金額をいいます。）を加えた金額から，Ｎ－1 電制が実施されなかったとしたときにその発電設備等がＮ－1 電制時調達不足電力量を発電または放電するのに要したであろう費用に相当する金額を差し引いた金額について，電力広域的運営推進機関が認める範囲においてＮ－1 電制オペレーション費用として発電契約者にお支払いいたします。
19　系統連系受電サービス等についての特別措置 (1) 発電場所が，次のいずれかに該当する場合，系統連系受電課金対象電力および契約超過受電電力は，22（系統連系受電サービス）(2)ロおよびハならびに41（契約超過金）(2)ロおよびにハに準じて定めます。 なお，系統連系受電課金対象電力および契約超過受電電力の算定上，次に定める比を，22（系統連系受電サービス）(2)ロおよび41（契約超過金）(2)ロに定める契約受電電力の比とみなします。 また，発電場所がイ(ハ)に該当する場合，22（系統連系受電サービス）(3)イの基本料金および22（系統連系受電サービス）(3)ハ(ハ)の系統設備効率化割引額の算定上，まったく発電または放電しない場合とは，1月においてイ(ハ)における当社が無償で受電している電気以外の電気をまったく発電または放電しない場合をいいます。 イ　発電設備が化石燃料を混焼するバイオマス発電設備以外の場合 (イ) 発電契約者と発電者との間の電力受給に関する契約および発電者と当社との間の特定契約等が締結されている場合 発電契約者と当社との間の発電量調整供給契約に定める契約受電電力と発電者と当社との間の特定契約等に係る電力受給に関する契約に定める契約受電電力の比 (ロ) 発電契約者と発電者との間の電力受給に関する契約および発電者と当社との間の一時調達契約が締結されている場合 発電契約者と当社との間の発電量調整供給契約に定める契約受電電力と発電者と当社との間の一時調達契約に係る電力受給に関する契約に定める契約受電電力の比 (ハ) 発電契約者と発電者との間の電力受給に関する契約が締結され，かつ，当該発電場所が発電量調整供給契約に属さないこととなった場合または発電者と	**19　系統連系受電サービス等についての特別措置** (1) 発電場所が，次のいずれかに該当する場合，系統連系受電課金対象電力および契約超過受電電力は，22（系統連系受電サービス）(2)ロおよびハならびに41（契約超過金）(2)ロおよびにハに準じて定めます。 なお，系統連系受電課金対象電力および契約超過受電電力の算定上，次に定める比を，22（系統連系受電サービス）(2)ロおよび41（契約超過金）(2)ロに定める契約受電電力の比とみなします。 また，発電場所がイ(ハ)に該当する場合，22（系統連系受電サービス）(3)イの基本料金および22（系統連系受電サービス）(3)ハ(ハ)の系統設備効率化割引額の算定上，まったく発電または放電しない場合とは，1月においてイ(ハ)における当社が無償で受電している電気以外の電気をまったく発電または放電しない場合をいいます。 イ　発電設備が化石燃料を混焼するバイオマス発電設備以外の場合 (イ) 発電契約者と発電者との間の電力受給に関する契約および発電者と当社との間の特定契約等が締結されている場合 発電契約者と当社との間の発電量調整供給契約に定める契約受電電力と発電者と当社との間の特定契約等に係る電力受給に関する契約に定める契約受電電力の比 (ロ) 発電契約者と発電者との間の電力受給に関する契約および発電者と当社との間の一時調達契約が締結されている場合 発電契約者と当社との間の発電量調整供給契約に定める契約受電電力と発電者と当社との間の一時調達契約に係る電力受給に関する契約に定める契約受電電力の比 (ハ) 発電契約者と発電者との間の電力受給に関する契約が締結され，かつ，当該発電場所が発電量調整供給契約に属さないこととなった場合または発電者と

託送供給等約款　新旧比較表

託送供給等約款　2024年10月1日実施	託送供給等約款　2025年4月1日実施
当社との間の特定契約等が消滅した場合で，接続された電気を当社が無償で受電しているとき。 発電契約者と当社との間の発電量調整供給契約に定める契約受電電力と発電量調整供給契約に属さないこととなった場合の直前の当該発電量調整供給契約に定める契約受電電力または発電者と当社との間の特定契約等が消滅した場合の直前の当該契約に係る電力受給に関する契約に定める契約受電電力の比	当社との間の特定契約等が消滅した場合で，接続された電気を当社が無償で受電しているとき。 発電契約者と当社との間の発電量調整供給契約に定める契約受電電力と発電量調整供給契約に属さないこととなった場合の直前の当該発電量調整供給契約に定める契約受電電力または発電者と当社との間の特定契約等が消滅した場合の直前の当該契約に係る電力受給に関する契約に定める契約受電電力の比
ロ　イ(イ)，(ロ)または(ハ)に該当する場合で，化石燃料を混焼するバイオマス発電設備のとき。 当該バイオマス発電設備の再生可能エネルギー特別措置法施行規則第4条の2第2項第9号イに定めるバイオマス比率（以下「認定バイオマス比率」といいます。） なお，認定バイオマス比率は，発電量調整供給契約の申込みに際して発電契約者から当社に通知していただきます。 また，認定バイオマス比率を変更する場合は，すみやかに変更後の認定バイオマス比率を発電契約者から当社に通知していただきます。 ただし，認定バイオマス比率を用いることが困難な場合は，附則5（発電量調整供給契約についての特別措置〔再生可能エネルギー発電設備〕）(8)イに定める当該バイオマス発電設備のバイオマス比率等を基準として，発電契約者または発電者と当社との協議によって定めた比率といたします。	ロ　イ(イ)，(ロ)または(ハ)に該当する場合で，化石燃料を混焼するバイオマス発電設備のとき。 当該バイオマス発電設備の再生可能エネルギー特別措置法施行規則第4条の2第2項第9号イに定めるバイオマス比率（以下「認定バイオマス比率」といいます。） なお，認定バイオマス比率は，発電量調整供給契約の申込みに際して発電契約者から当社に通知していただきます。 また，認定バイオマス比率を変更する場合は，すみやかに変更後の認定バイオマス比率を発電契約者から当社に通知していただきます。 ただし，認定バイオマス比率を用いることが困難な場合は，附則5（発電量調整供給契約についての特別措置〔再生可能エネルギー発電設備〕）(8)イに定める当該バイオマス発電設備のバイオマス比率等を基準として，発電契約者または発電者と当社との協議によって定めた比率といたします。
(2) (1)の場合で，特定契約または一時調達契約等に係る電力受給に関する契約における金銭債務が当該契約における金銭債務の支払期日を経過してなお支払われず，当該契約を解約したときは，受電地点において同一計量する発電量調整供給に係る発電契約者または発電者からの申出がない場合であっても，系統連系受電契約は消滅するものとし，また，すべての発電契約者の発電量調整供給契約を変更していただくものといたします。 なお，この場合には，当社は，その旨を発電契約者または発電者に通知いたします。 また，発電契約者と同一の者である発電者の場合は，当該発電契約者との発電量調整供給契約は変更され，または消滅するものといたします。	(2) (1)の場合で，特定契約または一時調達契約等に係る電力受給に関する契約における金銭債務が当該契約における金銭債務の支払期日を経過してなお支払われず，当該契約を解約したときは，受電地点において同一計量する発電量調整供給に係る発電契約者または発電者からの申出がない場合であっても，系統連系受電契約は消滅するものとし，また，すべての発電契約者の発電量調整供給契約を変更していただくものといたします。 なお，この場合には，当社は，その旨を発電契約者または発電者に通知いたします。 また，発電契約者と同一の者である発電者の場合は，当該発電契約者との発電量調整供給契約は変更され，または消滅するものといたします。
(3) 発電場所における発電出力（発電設備等の定格発電出力〔太陽光発電設備の場合は，太陽電池の合計出力とパワーコンディショナーの出力のいずれか小さい方の出力とし，パワーコンディショナーを複数台設置している場合は，各系列における太陽電池の合計出力とパワーコンディショナーの出力のいずれか小さい方の出力を合計した値といたします。〕をいいます。また，複数の発電設備等を使用する発電場所の場合は，当該複数の発電設備等の定格発電出力の合計値といたします。）または同時最大受電電力が10キロワット未満（発電場所が，(1)イ(ハ)またはロ〔(1)イ(ハ)に該当する場合に限ります。〕に該当する場合は，当社が無償で受電している電気以外の電気を発電または放電している発電設備等に係る発電出力または同時最大受電電力が 10 キロワット未満のときといたします。）の場合の料金および必要となるその他の供給条件は，当分の間，次のとおりといたします。 イ　低圧で受電する場合で，その1月の受電地点で計量された30分ごとの発電量調整受電電力量の最大値を2倍した値が10未満のとき，または高圧もしくは特別高圧で受電する場合で，その1月の受電地点で記録型計量器により計量された30分ごとの連系電力（最小位までといたします。）の最大値が10キロワット未満のとき。	(3) 発電場所における発電出力（発電設備等の定格発電出力〔太陽光発電設備の場合は，太陽電池の合計出力とパワーコンディショナーの出力のいずれか小さい方の出力とし，パワーコンディショナーを複数台設置している場合は，各系列における太陽電池の合計出力とパワーコンディショナーの出力のいずれか小さい方の出力を合計した値といたします。〕をいいます。また，複数の発電設備等を使用する発電場所の場合は，当該複数の発電設備等の定格発電出力の合計値といたします。）または同時最大受電電力が10キロワット未満（発電場所が，(1)イ(ハ)またはロ〔(1)イ(ハ)に該当する場合に限ります。〕に該当する場合は，当社が無償で受電している電気以外の電気を発電または放電している発電設備等に係る発電出力または同時最大受電電力が 10 キロワット未満のときといたします。）の場合の料金および必要となるその他の供給条件は，当分の間，次のとおりといたします。 イ　低圧で受電する場合で，その1月の受電地点で計量された30分ごとの発電量調整受電電力量の最大値を2倍した値が10未満のとき，または高圧もしくは特別高圧で受電する場合で，その1月の受電地点で記録型計量器により計量された30分ごとの連系電力（最小位までといたします。）の最大値が10キロワット未満のとき。
22（系統連系受電サービス）(3)に定める系統連系受電サービス料金および 41	22（系統連系受電サービス）(3)に定める系統連系受電サービス料金および 41

託送供給等約款　新旧比較表

託送供給等約款　2024年10月1日実施	託送供給等約款　2025年4月1日実施
（契約超過金）(2)に定める契約超過金は申し受けません。	（契約超過金）(2)に定める契約超過金は申し受けません。
ロ　低圧で受電する場合で，その1月の受電地点で計量された30分ごとの発電量調整受電電力量の最大値を2倍した値が10以上のとき，または高圧もしくは特別高圧で受電する場合で，その1月の受電地点で記録型計量器により計量された30分ごとの連系電力（最小位までといたします。）の最大値が10キロワット以上のとき。	ロ　低圧で受電する場合で，その1月の受電地点で計量された30分ごとの発電量調整受電電力量の最大値を2倍した値が10以上のとき，または高圧もしくは特別高圧で受電する場合で，その1月の受電地点で記録型計量器により計量された30分ごとの連系電力（最小位までといたします。）の最大値が10キロワット以上のとき。
(ｲ) 22（系統連系受電サービス）(2)イまたはロにおける系統連系受電課金対象電力の算定上，10キロワットを同時最大受電電力とみなします。	(ｲ) 22（系統連系受電サービス）(2)イまたはロにおける系統連系受電課金対象電力の算定上，10キロワットを同時最大受電電力とみなします。
(ﾛ) 発電設備等に係る供給地点において電灯定額接続送電サービスが適用されている場合または発電設備等に係る供給地点のその1月の接続送電サービス契約電力（発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は，1接続送電サービスを適用した場合のその1月の接続送電サービス契約電力といたします。）が10キロワット未満の場合は，次のとおりといたします。	(ﾛ) 発電設備等に係る供給地点において電灯定額接続送電サービスが適用されている場合または発電設備等に係る供給地点のその1月の接続送電サービス契約電力（発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は，1接続送電サービスを適用した場合のその1月の接続送電サービス契約電力といたします。）が10キロワット未満の場合は，次のとおりといたします。
a　41（契約超過金）(2)イ(ｲ)またはロ(ｲ)における契約超過受電電力の算定上，10キロワットを同時最大受電電力とみなします。	a　41（契約超過金）(2)イ(ｲ)またはロ(ｲ)における契約超過受電電力の算定上，10キロワットを同時最大受電電力とみなします。
b　41（契約超過金）(2)イ(ﾛ)またはロ(ﾛ)における契約超過受電電力の算定上，10キロワットを接続送電サービス契約電力とみなします。	b　41（契約超過金）(2)イ(ﾛ)またはロ(ﾛ)における契約超過受電電力の算定上，10キロワットを接続送電サービス契約電力とみなします。
(4) 契約者が特定契約を締結する再生可能エネルギー発電設備または再生可能エネルギー特別措置法第2条の2第1項に定める市場取引等により再生可能エネルギー電気を供給する事業に係る発電設備において，イに定める適用範囲に該当する場合の料金および必要となるその他の供給条件は，当分の間，次のとおりといたします。	(4) 契約者が特定契約を締結する再生可能エネルギー発電設備または再生可能エネルギー特別措置法第2条の2第1項に定める市場取引等により再生可能エネルギー電気を供給する事業に係る発電設備等において，イに定める適用範囲に該当する場合の料金および必要となるその他の供給条件は，当分の間，次のとおりといたします。
イ　適用範囲	イ　適用範囲
原則として，2024年3月31日までに再生可能エネルギー特別措置法第9条第4項に定める認定を受け，または，再生可能エネルギー特別措置法第7条にもとづいて落札された発電設備に適用いたします。	原則として，2024年3月31日までに再生可能エネルギー特別措置法第9条第4項に定める認定を受け，または，再生可能エネルギー特別措置法第7条にもとづいて落札された発電設備等に適用いたします。
ロ　系統連系受電サービス料金等	ロ　系統連系受電サービス料金等
22（系統連系受電サービス）(3)に定める系統連系受電サービス料金および41（契約超過金）(2)に定める契約超過金は申し受けません。	22（系統連系受電サービス）(3)に定める系統連系受電サービス料金および41（契約超過金）(2)に定める契約超過金は申し受けません。
なお，発電場所において，イ以外の発電設備等（当社が特定契約を締結する発電設備を除きます。）が混在する場合またはイの発電設備が化石燃料を混焼するバイオマス発電設備の場合は，(ｲ)，(ﾛ)または(ﾊ)により，イ以外の部分に係る系統連系受電課金対象電力，系統連系受電サービスに係る発電量調整受電電力量または契約超過受電電力を定め，系統連系受電サービス料金および契約超過金を申し受けます。	なお，発電場所において，イ以外の発電設備等（当社が特定契約を締結する再生可能エネルギー発電設備を除きます。）が混在する場合またはイの発電設備等が化石燃料を混焼するバイオマス発電設備の場合は，(ｲ)，(ﾛ)または(ﾊ)により，イ以外の部分に係る系統連系受電課金対象電力，系統連系受電サービスに係る発電量調整受電電力量または契約超過受電電力を定め，系統連系受電サービス料金および契約超過金を申し受けます。
(ｲ) 系統連系受電課金対象電力	(ｲ) 系統連系受電課金対象電力
a　イの発電設備が，化石燃料を混焼するバイオマス発電設備以外の場合 系統連系受電課金対象電力は，同時最大受電電力を発電出力等の比であん分してえた値から，発電設備等に係る供給地点のその1月の接続送電サービス契約電力（発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は，1接続送電サービスを適用した場合のその1月の接続送電サービス契約電力といたします。）を発電出力等の比であん分してえた値を差し引いた値といたします。ただし，差し引いた値が零を下回る場合の系統連系受電課金対象電力は，零といたします。 なお，あん分に必要となる発電出力は，契約者または発電契約者から当社へ通知していただきます。	a　イの発電設備等が，化石燃料を混焼するバイオマス発電設備以外の場合 系統連系受電課金対象電力は，同時最大受電電力を発電出力等の比であん分してえた値から，発電設備等に係る供給地点のその1月の接続送電サービス契約電力（発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は，1接続送電サービスを適用した場合のその1月の接続送電サービス契約電力といたします。）を発電出力等の比であん分してえた値を差し引いた値といたします。ただし，差し引いた値が零を下回る場合の系統連系受電課金対象電力は，零といたします。 なお，あん分に必要となる発電出力は，契約者または発電契約者から当社へ通知していただきます。
b　イの発電設備が，化石燃料を混焼するバイオマス発電設備の場合	b　イの発電設備等が，化石燃料を混焼するバイオマス発電設備の場合

託送供給等約款　新旧比較表

託送供給等約款　2024年10月1日実施	託送供給等約款　2025年4月1日実施
系統連系受電課金対象電力は，同時最大受電電力を認定バイオマス比率であん分してえた値から，発電設備等に係る供給地点のその1月の接続送電サービス契約電力（発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は，1接続送電サービスを適用した場合のその1月の接続送電サービス契約電力といたします。）を認定バイオマス比率であん分してえた値を差し引いた値といたします。ただし，差し引いた値が零を下回る場合の系統連系受電課金対象電力は，零といたします。	系統連系受電課金対象電力は，同時最大受電電力を認定バイオマス比率であん分してえた値から，発電設備等に係る供給地点のその1月の接続送電サービス契約電力（発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は，1接続送電サービスを適用した場合のその1月の接続送電サービス契約電力といたします。）を認定バイオマス比率であん分してえた値を差し引いた値といたします。ただし，差し引いた値が零を下回る場合の系統連系受電課金対象電力は，零といたします。
なお，認定バイオマス比率は，発電量調整供給契約の申込みに際して契約者または発電契約者から当社に通知していただきます。	なお，認定バイオマス比率は，発電量調整供給契約の申込みに際して契約者または発電契約者から当社に通知していただきます。
また，認定バイオマス比率を変更する場合は，すみやかに変更後の認定バイオマス比率を契約者または発電契約者から当社に通知していただきます。	また，認定バイオマス比率を変更する場合は，すみやかに変更後の認定バイオマス比率を契約者または発電契約者から当社に通知していただきます。
ただし，認定バイオマス比率を用いることが困難な場合は，附則5（発電量調整供給契約についての特別措置〔再生可能エネルギー発電設備〕）(8)イに定める当該バイオマス発電設備のバイオマス比率等を基準として，契約者，発電契約者または発電者と当社との協議によって定めた比率といたします。	ただし，認定バイオマス比率を用いることが困難な場合は，附則5（発電量調整供給契約についての特別措置〔再生可能エネルギー発電設備〕）(8)イに定める当該バイオマス発電設備のバイオマス比率等を基準として，契約者，発電契約者または発電者と当社との協議によって定めた比率といたします。
(ﾛ)　発電量調整受電電力量	(ﾛ)　発電量調整受電電力量
a　イの発電設備が，契約者が特定契約を締結する再生可能エネルギー発電設備の場合	a　イの発電設備等が，契約者が特定契約を締結する再生可能エネルギー発電設備の場合
イ以外の発電設備等に係る発電量調整受電電力量について，30（計量）(1)ただし書または附則5（発電量調整供給契約についての特別措置〔再生可能エネルギー発電設備〕）(7)ハもしくは(8)イに準じて算定いたします。	イ以外の発電設備等に係る発電量調整受電電力量について，30（計量）(1)ただし書または附則5（発電量調整供給契約についての特別措置〔再生可能エネルギー発電設備〕）(7)ハもしくは(8)イに準じて算定いたします。
b　イの発電設備が，再生可能エネルギー特別措置法第2条の2第1項に定める市場取引等により再生可能エネルギー電気を供給する事業に係る発電設備の場合	b　イの発電設備等が，再生可能エネルギー特別措置法第2条の2第1項に定める市場取引等により再生可能エネルギー電気を供給する事業に係る発電設備等の場合
イ以外の発電設備等に係る発電量調整受電電力量について，30（計量）(1)ただし書または附則5（発電量調整供給契約についての特別措置〔再生可能エネルギー発電設備〕）(7)ハに準じて算定いたします。ただし，化石燃料を混焼するバイオマス発電設備の場合は，発電量調整受電電力量から発電量調整受電電力量に当該バイオマス発電設備のバイオマス比率を乗じてえた値を差し引いた値にもとづき，算定いたします。	イ以外の発電設備等に係る発電量調整受電電力量について，30（計量）(1)ただし書または附則5（発電量調整供給契約についての特別措置〔再生可能エネルギー発電設備〕）(7)ハに準じて算定いたします。ただし，化石燃料を混焼するバイオマス発電設備の場合は，発電量調整受電電力量から発電量調整受電電力量に当該バイオマス発電設備のバイオマス比率を乗じてえた値を差し引いた値にもとづき，算定いたします。
なお，バイオマス比率は，算定後すみやかに発電契約者または発電者から当社に通知していただきます。この場合，当社は，必要に応じて，バイオマス比率の算定根拠に関する文書を発電契約者または発電者から提出していただきます。	なお，バイオマス比率は，算定後すみやかに発電契約者または発電者から当社に通知していただきます。この場合，当社は，必要に応じて，バイオマス比率の算定根拠に関する文書を発電契約者または発電者から提出していただきます。
(ﾊ)　契約超過受電電力	(ﾊ)　契約超過受電電力
a　イの発電設備が，化石燃料を混焼するバイオマス発電設備以外の場合	a　イの発電設備等が，化石燃料を混焼するバイオマス発電設備以外の場合
(a)　同時最大受電電力が発電設備等に係る供給地点の接続送電サービス契約電力（発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は，1接続送電サービスを適用した場合のその1月の接続送電サービス契約電力といたします。）を上回る場合または発電設備等に係る供給地点において電灯定額接続送電サービスが適用されている場合	(a)　同時最大受電電力が発電設備等に係る供給地点の接続送電サービス契約電力（発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は，1接続送電サービスを適用した場合のその1月の接続送電サービス契約電力といたします。）を上回る場合または発電設備等に係る供給地点において電灯定額接続送電サービスが適用されている場合
契約超過受電電力は，その1月の最大連系電力等を発電出力等の比であん分してえた値から同時最大受電電力を発電出力等の比であん分してえた値を差し引いた値といたします。	契約超過受電電力は，その1月の最大連系電力等を発電出力等の比であん分してえた値から同時最大受電電力を発電出力等の比であん分してえた値を差し引いた値といたします。
(b)　同時最大受電電力が発電設備等に係る供給地点の接続送電サービス契約電力（発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう	(b)　同時最大受電電力が発電設備等に係る供給地点の接続送電サービス契約電力（発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう

託送供給等約款　新旧比較表

託送供給等約款　2024年10月1日実施	託送供給等約款　2025年4月1日実施
場合は，1接続送電サービスを適用した場合のその1月の接続送電サービス契約電力といたします。）を下回る場合 契約超過受電電力は，その1月の最大連系電力等を発電出力等の比であん分してえた値から発電設備等に係る供給地点のその1月の接続送電サービス契約電力（発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は，1接続送電サービスを適用した場合のその1月の接続送電サービス契約電力といたします。）を発電出力等の比であん分してえた値を差し引いた値といたします。ただし，差し引いた値が零を下回る場合は，契約超過金を申し受けません。	場合は，1接続送電サービスを適用した場合のその1月の接続送電サービス契約電力といたします。）を下回る場合 契約超過受電電力は，その1月の最大連系電力等を発電出力等の比であん分してえた値から発電設備等に係る供給地点のその1月の接続送電サービス契約電力（発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は，1接続送電サービスを適用した場合のその1月の接続送電サービス契約電力といたします。）を発電出力等の比であん分してえた値を差し引いた値といたします。ただし，差し引いた値が零を下回る場合は，契約超過金を申し受けません。
b　イの発電設備が，化石燃料を混焼するバイオマス発電設備の場合	b　イの発電設備等が，化石燃料を混焼するバイオマス発電設備の場合
(a) 同時最大受電電力が発電設備等に係る供給地点の接続送電サービス契約電力（発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は，1接続送電サービスを適用した場合のその1月の接続送電サービス契約電力といたします。）を上回る場合または発電設備等に係る供給地点において電灯定額接続送電サービスが適用されている場合 契約超過受電電力は，その1月の最大連系電力等を認定バイオマス比率であん分してえた値から同時最大受電電力を認定バイオマス比率であん分してえた値を差し引いた値といたします。	(a) 同時最大受電電力が発電設備等に係る供給地点の接続送電サービス契約電力（発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は，1接続送電サービスを適用した場合のその1月の接続送電サービス契約電力といたします。）を上回る場合または発電設備等に係る供給地点において電灯定額接続送電サービスが適用されている場合 契約超過受電電力は，その1月の最大連系電力等を認定バイオマス比率であん分してえた値から同時最大受電電力を認定バイオマス比率であん分してえた値を差し引いた値といたします。
(b) 同時最大受電電力が発電設備等に係る供給地点の接続送電サービス契約電力（発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は，1接続送電サービスを適用した場合のその1月の接続送電サービス契約電力といたします。）を下回る場合 契約超過受電電力は，その1月の最大連系電力等を認定バイオマス比率であん分してえた値から発電設備等に係る供給地点のその1月の接続送電サービス契約電力（発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は，1接続送電サービスを適用した場合のその1月の接続送電サービス契約電力といたします。）を認定バイオマス比率であん分してえた値を差し引いた値といたします。ただし，差し引いた値が零を下回る場合は，契約超過金を申し受けません。	(b) 同時最大受電電力が発電設備等に係る供給地点の接続送電サービス契約電力（発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は，1接続送電サービスを適用した場合のその1月の接続送電サービス契約電力といたします。）を下回る場合 契約超過受電電力は，その1月の最大連系電力等を認定バイオマス比率であん分してえた値から発電設備等に係る供給地点のその1月の接続送電サービス契約電力（発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は，1接続送電サービスを適用した場合のその1月の接続送電サービス契約電力といたします。）を認定バイオマス比率であん分してえた値を差し引いた値といたします。ただし，差し引いた値が零を下回る場合は，契約超過金を申し受けません。
(5) 揚水発電設備等が設置された受電地点において，揚水発電設備等により発電量調整供給に係る電気を発電または放電する場合，当該発電量調整供給に係る電気の電力量については，22（系統連系受電サービス）(3)ロに定める電力量料金を申し受けません。ただし，発電設備（当社が特定契約を締結する発電設備を除きます。）に揚水発電設備等が併設されている場合~~は，次のとおりといたします。~~	(5) 揚水発電設備等が設置された受電地点において，揚水発電設備等により発電量調整供給に係る電気を発電または放電する場合，当該発電量調整供給に係る電気の電力量については，22（系統連系受電サービス）(3)ロに定める電力量料金を申し受けません。ただし，発電設備（当社が特定契約を締結する再生可能エネルギー発電設備を除きます。）に揚水発電設備等が併設されている場合で，発電設備が(4)イに定める適用範囲に該当しないときは，発電契約者または発電者と当社との協議によりあらかじめ定めた方法によって系統連系受電サービスに係る発電量調整受電電力量を算定し，22（系統連系受電サービス）(3)ロに定める電力量料金を申し受けます。また，発電設備（当社が特定契約を締結する再生可能エネルギー発電設備を除きます。）に揚水発電設備等が併設されている場合で，発電設備が(4)イに定める適用範囲に該当し，かつ，再生可能エネルギー特別措置法第2条の2第1項に定める市場取引等により再生可能エネルギー電気を供給する事業に係る発電設備等が設置された受電地点に係る需要場所に接続供給され揚水または蓄電された電気を当該需要場所以外の需要場所に託送供給されるために発電または放電するときは，揚水発電設備等に係る系統連系受電課金対象電力および契約超過受電電力を(4)ロ(イ) aおよび(4)ロ(ハ) aに準じて定め，(4)にかかわらず，22（系統連系受電サービス）(3)イに定める基本料金から22（系統連系受電サービス）(3)ハ(ハ)に定める系統設備効率化割引額を差し引いた金額および41（契約超過金）(2)に定める

託送供給等約款　新旧比較表

託送供給等約款　2024 年 10 月 1 日実施	託送供給等約款　2025 年 4 月 1 日実施
~~イ　発電設備が(4)イに定める適用範囲に該当する場合~~ ~~22（系統連系受電サービス）(3)に定める系統連系受電サービス料金および 41（契約超過金）(2)に定める契約超過金を申し受けません。~~ ~~ロ　発電設備が(4)イに定める適用範囲に該当しない場合~~ ~~発電契約者または発電者と当社との協議によりあらかじめ定めた方法によって系統連系受電サービスに係る発電量調整受電電力量を算定し，22（系統連系受電サービス）(3)ロに定める電力量料金を申し受けます。~~	契約超過金を申し受けます。
(6) 発電設備等に係る供給地点において最終保障供給約款または離島等供給約款にもとづく電気の需給契約（以下「当社との電気の需給契約」といいます。）を締結している場合は，次のとおりといたします。	(6) 発電設備等に係る供給地点において最終保障供給約款または離島等供給約款にもとづく電気の需給契約（以下「当社との電気の需給契約」といいます。）を締結している場合は，次のとおりといたします。
イ　18（料金）(3)ロにおいて，当社との電気の需給契約における料金の支払義務発生日を供給側料金算定日とみなします。	イ　18（料金）(3)ロにおいて，当社との電気の需給契約における料金の支払義務発生日を供給側料金算定日とみなします。
ロ　22（系統連系受電サービス）(2)における系統連系受電課金対象電力または 41（契約超過金）(2)における契約超過受電電力の算定上，次のとおりといたします。	ロ　22（系統連系受電サービス）(2)における系統連系受電課金対象電力または 41（契約超過金）(2)における契約超過受電電力の算定上，次のとおりといたします。
(ｲ) 当社との電気の需給契約において，定額電灯または公衆街路灯Ａ（契約負荷設備の総容量が 400 ボルトアンペア未満の場合に限ります。）が適用されている場合を電灯定額接続送電サービスが適用されている場合とみなします。	(ｲ) 当社との電気の需給契約において，定額電灯または公衆街路灯Ａ（契約負荷設備の総容量が 400 ボルトアンペア未満の場合に限ります。）が適用されている場合を電灯定額接続送電サービスが適用されている場合とみなします。
(ﾛ) 当社との電気の需給契約において，公衆街路灯Ａ（契約負荷設備の総容量が 400 ボルトアンペア以上の場合に限ります。）が適用されている場合，公衆街路灯Ａの契約負荷設備の総容量を電灯臨時定額接続送電サービスにおける契約負荷設備の総容量に準じて取り扱います。	(ﾛ) 当社との電気の需給契約において，公衆街路灯Ａ（契約負荷設備の総容量が 400 ボルトアンペア以上の場合に限ります。）が適用されている場合，公衆街路灯Ａの契約負荷設備の総容量を電灯臨時定額接続送電サービスにおける契約負荷設備の総容量に準じて取り扱います。
(ﾊ) 当社との電気の需給契約における契約電力を接続送電サービス契約電力または臨時接続送電サービス契約電力とみなし，当社との電気の需給契約における契約電流を接続送電サービス契約電流または臨時接続送電サービス契約電流とみなし，当社との電気の需給契約における契約容量を接続送電サービス契約容量または臨時接続送電サービス契約容量とみなし，当社との電気の需給契約における臨時電灯Ａの契約負荷設備の総容量を電灯臨時定額接続送電サービスにおける契約負荷設備の総容量とみなします。	(ﾊ) 当社との電気の需給契約における契約電力を接続送電サービス契約電力または臨時接続送電サービス契約電力とみなし，当社との電気の需給契約における契約電流を接続送電サービス契約電流または臨時接続送電サービス契約電流とみなし，当社との電気の需給契約における契約容量を接続送電サービス契約容量または臨時接続送電サービス契約容量とみなし，当社との電気の需給契約における臨時電灯Ａの契約負荷設備の総容量を電灯臨時定額接続送電サービスにおける契約負荷設備の総容量とみなします。
~~ハ　39（給電指令の実施等）(7)において，当社との電気の需給契約を結んだ者を需要者とみなします。~~	
~~ニ~~　53（契約の廃止）(5)または 55（解約等）(6)において，当社との電気の需給契約を接続供給契約とみなします。	ハ　53（契約の廃止）(5)または 55（解約等）(6)において，当社との電気の需給契約を接続供給契約とみなします。
(7) 2024 年 3 月 31 日までに接続供給に係る電気を発電または放電する発電場所で，イに定める近接性評価地域に立地している発電場所における系統設備効率化割引単価は，別表 2（系統設備効率化割引の対象変電所等）(1)に定める系統設備効率化割引の対象変電所等および系統設備効率化割引単価の見直しまでの間，ロまたはハといたします。	(7) 2024 年 3 月 31 日までに接続供給に係る電気を発電または放電する発電場所で，イに定める近接性評価地域に立地している発電場所における系統設備効率化割引単価は，別表 2（系統設備効率化割引の対象変電所等）(1)に定める系統設備効率化割引の対象変電所等および系統設備効率化割引単価の見直しまでの間，ロまたはハといたします。
イ　近接性評価地域 次の地域を近接性評価地域といたします。	イ　近接性評価地域 次の地域を近接性評価地域といたします。

県	市町村
青森県	青森市，弘前市，八戸市，三沢市，南津軽郡藤崎町，同郡田舎館村，北津軽郡板柳町，同郡鶴田町，上北郡六ヶ所村，同郡おいらせ町
岩手県	盛岡市，大船渡市，北上市，滝沢市，紫波郡矢巾町，胆沢郡金ケ崎町
秋田県	潟上市，南秋田郡八郎潟町，同郡井川町

県	市町村
青森県	青森市，弘前市，八戸市，三沢市，南津軽郡藤崎町，同郡田舎館村，北津軽郡板柳町，同郡鶴田町，上北郡六ヶ所村，同郡おいらせ町
岩手県	盛岡市，大船渡市，北上市，滝沢市，紫波郡矢巾町，胆沢郡金ケ崎町
秋田県	潟上市，南秋田郡八郎潟町，同郡井川町

託送供給等約款　新旧比較表

託送供給等約款　2024年10月1日実施		託送供給等約款　2025年4月1日実施	
宮城県	仙台市，石巻市，塩竈市，名取市，角田市，多賀城市，岩沼市，東松島市，大崎市，富谷市，柴田郡大河原町，同郡村田町，同郡柴田町，亘理郡亘理町，同郡山元町，宮城郡松島町，同郡利府町，黒川郡大和町，同郡大郷町，同郡大衡村，遠田郡涌谷町，同郡美里町	宮城県	仙台市，石巻市，塩竈市，名取市，角田市，多賀城市，岩沼市，東松島市，大崎市，富谷市，柴田郡大河原町，同郡村田町，同郡柴田町，亘理郡亘理町，同郡山元町，宮城郡松島町，同郡利府町，黒川郡大和町，同郡大郷町，同郡大衡村，遠田郡涌谷町，同郡美里町
山形県	山形市，米沢市，新庄市，寒河江市，天童市，東根市，南陽市，東村山郡中山町，西村山郡河北町，東田川郡三川町	山形県	山形市，米沢市，新庄市，寒河江市，天童市，東根市，南陽市，東村山郡中山町，西村山郡河北町，東田川郡三川町
福島県	福島市，会津若松市，郡山市，白河市，須賀川市，相馬市，二本松市，伊達市，本宮市，伊達郡桑折町，同郡国見町，岩瀬郡鏡石町，耶麻郡磐梯町，河沼郡湯川村，西白河郡西郷村，同郡泉崎村，同郡中島村，同郡矢吹町，東白川郡棚倉町，石川郡玉川村，田村郡三春町	福島県	福島市，会津若松市，郡山市，白河市，須賀川市，相馬市，二本松市，伊達市，本宮市，伊達郡桑折町，同郡国見町，岩瀬郡鏡石町，耶麻郡磐梯町，河沼郡湯川村，西白河郡西郷村，同郡泉崎村，同郡中島村，同郡矢吹町，東白川郡棚倉町，石川郡玉川村，田村郡三春町
新潟県	新潟市，長岡市，三条市，柏崎市，新発田市，小千谷市，加茂市，見附市，燕市，上越市，阿賀野市，西蒲原郡弥彦村，南蒲原郡田上町，刈羽郡刈羽村	新潟県	新潟市，長岡市，三条市，柏崎市，新発田市，小千谷市，加茂市，見附市，燕市，上越市，阿賀野市，西蒲原郡弥彦村，南蒲原郡田上町，刈羽郡刈羽村
ロ　受電電圧が標準電圧6,000ボルト以下の場合の系統設備効率化割引単価 22（系統連系受電サービス）(3)ハ(ﾛ)によって算定された系統設備効率化割引単価が，22（系統連系受電サービス）(3)ハ(ﾛ)の割引区分Ａ－2およびＢ－2を適用した場合に算定される系統設備効率化割引単価を下回る場合の系統設備効率化割引単価は，22（系統連系受電サービス）(3)ハ(ﾛ)にかかわらず，22（系統連系受電サービス）(3)ハ(ﾛ)の割引区分Ａ－2およびＢ－2を適用した場合に算定される系統設備効率化割引単価といたします。		ロ　受電電圧が標準電圧6,000ボルト以下の場合の系統設備効率化割引単価 22（系統連系受電サービス）(3)ハ(ﾛ)によって算定された系統設備効率化割引単価が，22（系統連系受電サービス）(3)ハ(ﾛ)の割引区分Ａ－2およびＢ－2を適用した場合に算定される系統設備効率化割引単価を下回る場合の系統設備効率化割引単価は，22（系統連系受電サービス）(3)ハ(ﾛ)にかかわらず，22（系統連系受電サービス）(3)ハ(ﾛ)の割引区分Ａ－2およびＢ－2を適用した場合に算定される系統設備効率化割引単価といたします。	
ハ　受電電圧が標準電圧6,000ボルトをこえる場合の系統設備効率化割引単価 22（系統連系受電サービス）(3)ハ(ﾛ)によって算定された系統設備効率化割引単価が，22（系統連系受電サービス）(3)ハ(ﾛ)の割引区分Ａ－2を適用した場合に算定される系統設備効率化割引単価を下回る場合の系統設備効率化割引単価は，22（系統連系受電サービス）(3)ハ(ﾛ)にかかわらず，22（系統連系受電サービス）(3)ハ(ﾛ)の割引区分Ａ－2を適用した場合に算定される系統設備効率化割引単価といたします。		ハ　受電電圧が標準電圧6,000ボルトをこえる場合の系統設備効率化割引単価 22（系統連系受電サービス）(3)ハ(ﾛ)によって算定された系統設備効率化割引単価が，22（系統連系受電サービス）(3)ハ(ﾛ)の割引区分Ａ－2を適用した場合に算定される系統設備効率化割引単価を下回る場合の系統設備効率化割引単価は，22（系統連系受電サービス）(3)ハ(ﾛ)にかかわらず，22（系統連系受電サービス）(3)ハ(ﾛ)の割引区分Ａ－2を適用した場合に算定される系統設備効率化割引単価といたします。	
~~**20　2025年3月31日までの給電指令の実施等についての特別措置**~~ ~~この約款実施の日から2025年3月31日までの期間における需要者の電気の使用または予備送電サービスの使用を制限または中止した場合の料金については，39（給電指令の実施等）(9)または(10)にかかわらず，次のとおりといたします。~~ ~~(1) 当社は，39（給電指令の実施等）(2)イ，ロ，ハ，トまたは(3)によって，需要者の電気の使用を制限し，または中止した場合には，次の割引を行ない料金を算定いたします。ただし，その原因が契約者，発電契約者，発電者または需要者の責めとなる理由による場合は，その部分については割引いたしません。~~ ~~イ　低圧で供給する場合または高圧で供給する場合で，接続送電サービス契約電力もしくは臨時接続送電サービス契約電力が500キロワット未満となるとき。~~ ~~(ｲ) 割引の対象~~ ~~電灯定額接続送電サービスについては接続送電サービス料金とし，電灯臨時定額接続送電サービスおよび動力臨時定額接続送電サービスについては臨時接続送電サービス料金とし，その他については当該供給地点の接続送電サービスまたは臨時接続送電サービスの基本料金（力率割引または割増しの適用を受ける場合はその適用後の基本料金といたします。）といたします。ただし，33（料金の算定）(1)イ，ロ，ニ，ホ，ヘまたはトの場合は，制限または中止の日における契約内容に応じて算定される1月の金額といたします。~~ ~~(ﾛ) 割　引　率~~ ~~1月中の制限し，または中止した延べ日数1日ごとに4パーセントといたします。~~			

託送供給等約款　新旧比較表

託送供給等約款　2024 年 10 月 1 日実施	託送供給等約款　2025 年 4 月 1 日実施
~~(ハ) 制限または中止延べ日数の計算~~ ~~延べ日数は，1 日のうち延べ 1 時間以上制限し，または中止した日を 1 日として計算いたします。~~ ~~ロ　高圧で供給する場合で，接続送電サービス契約電力もしくは臨時接続送電サービス契約電力が 500 キロワット以上となるときまたは特別高圧で供給する場合~~ ~~(イ) 割引の対象~~ ~~当該供給地点の力率割引または割増し後の接続送電サービスまたは臨時接続送電サービスの基本料金といたします。ただし，33（料金の算定）(1)イ，ロ，ニ，ホ，へまたはトの場合は，制限または中止の日における契約内容に応じて算定される 1 月の金額といたします。~~ ~~(ロ) 割　引　率~~ ~~1 月中の制限し，または中止した延べ時間数 1 時間ごとに 0.2 パーセントといたします。~~ ~~(ハ) 制限または中止延べ時間数の計算~~ ~~延べ時間数は，1 回 10 分以上の制限または中止の延べ時間とし，1 時間未満の端数を生じた場合は，30 分以上は切り上げ，30 分未満は切り捨てます。~~ ~~なお，制限時間については，次の算式によって修正したうえで合計いたします。~~ ~~（算　式）~~ ~~a 接続供給電力を制限した場合~~ ~~$H' = H \times \frac{D-d}{D}$~~ ~~H’　＝　修正時間~~ ~~H　＝　制限時間~~ ~~D　＝　当該供給地点の接続送電サービス契約電力または臨時接続送電サービス契約電力~~ ~~d　＝　制限時間中の当該供給地点の接続供給電力の最大値~~ ~~b 接続供給電力量を制限した場合~~ ~~$H' = H \times \frac{A-B}{A}$~~ ~~H’　＝　修正時間~~ ~~H　＝　制限時間~~ ~~A　＝　制限指定時間中の当該供給地点の基準となる電力量~~ ~~B　＝　制限時間中の当該供給地点の接続供給電力量~~ ~~c 接続供給電力および接続供給電力量を同時に制限した時間については，a による修正時間または b による修正時間のいずれか大きいものによります。~~ ~~(2) (1)による延べ日数または延べ時間数を計算する場合には，電気工作物の保守または増強のための工事の必要上当社が契約者に 3 日前までにお知らせして行なう制限または中止は，1 月につき 1 日を限って計算に入れません。~~ ~~なお，契約者と当社との協議（分割接続供給の場合は，双方の契約者と当社との協議といたします。）が整った場合は，需要者に 3 日前までにお知らせしたことをもって契約者に 3 日前までにお知らせしたものとみなします。~~ ~~(3) 予備送電サービスの使用を制限し，または中止した場合には，(1)および(2)に準じて割引を行ない料金を算定いたします。~~	
	20　災害救助法が適用された場合等の特別措置 2025 年 4 月 1 日以降に当社供給区域において災害が発生し，原則として災害発生日から 1 年以内に，当社供給区域内の地域が災害救助法第 2 条第 3 項に定める災害発生市町村または本部所管区域市町村の区域（以下「災害救助法適用地域」といいます。）として公示された場合，または当該災害が激甚災害に対処するための特別の財政援助

託送供給等約款　新旧比較表

託送供給等約款　2024年10月1日実施	託送供給等約款　2025年4月1日実施
	等に関する法律第2条第1項に定める激甚災害として指定され当社供給区域内の地域がその対象地域となった場合で，災害救助法の公示日または激甚災害の指定日が属する月から6月後の月の末日までに，当該災害により被害を受けた需要者（原則として災害救助法適用地域または激甚災害の対象地域の需要者に限ります。）の供給地点に係る託送供給について当該需要者に対して電気の供給を行なう契約者からこの特別措置の適用の申出があるとき（当社が分割接続供給を行なう供給地点においては，双方の契約者から申出がある場合に限ります。）または当該災害により被害を受けた発電者（原則として災害救助法適用地域または激甚災害の対象地域の発電者に限ります。）の受電地点に係る発電量調整供給について当該発電者もしくは当該発電量調整供給に係る発電契約者からこの特別措置の適用の申出があるときの料金および必要となるその他の供給条件は次のとおりといたします。 　なお，当社は，需要者または発電者の被害状況を確認するため，必要に応じてり災証明書の提示を求める等の措置を講ずることがあります。 (1) 災害により被害を受けた需要者の供給地点に係る接続送電サービス料金，臨時接続送電サービス料金および予備送電サービス料金について，災害発生日が属する月の前月の料金（支払期日が災害発生日以降となるものに限ります。），および災害発生日が属する月からその翌々月までの料金の供給側料金算定日を，18（料金）(1)にかかわらず，それぞれ1月延期いたします。 (2) 災害により被害を受けた需要者の供給地点において，災害により被害を受けたときから引き続きまったく電気を使用しない場合には，災害発生日が属する月から6月後の月の末日までの間は，料金の算定期間ごとに次の割引を行ない料金を算定いたします。 イ　割　引　の　対　象 　電灯定額接続送電サービスについては接続送電サービス料金とし，電灯臨時定額接続送電サービスおよび動力臨時定額接続送電サービスについては臨時接続送電サービス料金とし，その他については当該供給地点の接続送電サービスまたは臨時接続送電サービスの基本料金（力率割引または割増しの適用を受ける場合はその適用後の基本料金といたします。）といたします。ただし，33（料金の算定）(1)イ，ロ，ニ，ホ，ヘまたはトの場合は，まったく電気を使用しない日における契約内容に応じて算定される1月の金額といたします。 ロ　割　　引　　率 　ハに定める割引日数1日ごとに4パーセントといたします。 ハ　割　引　日　数 　割引日数は，各月の料金の算定期間における，災害により被害を受けたときから引き続きまったく電気を使用しない期間の日数とし，30分ごとの接続供給電力量等にもとづき当社との協議によって定めます。 (3) 災害により被害を受けた需要者の供給地点において，災害により被害を受けたときから引き続きまったく予備送電サービスを使用しない場合には，災害発生日が属する月から6月後の月の末日までの間は，料金の算定期間ごとに(2)に準じて割引を行ない予備送電サービス料金を算定いたします。 (4) 災害により被害を受けた需要者の供給地点において，災害により被害を受けたときから引き続きまったく電気を使用しないで，契約者が当該供給地点に係る接続供給を廃止された後，契約者が新たに当該供給地点に係る接続供給の申込みを行なった場合で，その申込みが災害発生日が属する月の6月後の月の末日までに行なわれ，かつ，その申込みが災害により被害を受けたときの当該供給地点に係る接続送電サービス契約電力等をこえないとき（分割接続供給の場合は，その申込みにもとづく1供給地点につき，1接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービス契約電

託送供給等約款　新旧比較表

託送供給等約款　2024年10月1日実施	託送供給等約款　2025年4月1日実施
	力等が，災害により被害を受けたときの1供給地点につき，1接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービス契約電力等をこえないときに限ります。）は，70（供給地点への供給設備の工事費負担金）にかかわらず，その工事費負担金を申し受けません。 (5) 契約者が，災害により被害を受けた需要者の供給地点において，再建等のため，20（臨時接続送電サービス）の申込みを行なった場合で，その申込みが災害発生日が属する月の6月後の月の末日までに行なわれたときは，73（臨時工事費）にかかわらず，その臨時工事費を申し受けません。 (6) 災害により被害を受けた需要者の供給地点において，電気設備が災害のため復旧まで一時使用不能となった場合，18（料金）(1)にかかわらず，災害発生日が属する月から6月後の月の末日までの間は，その使用不能設備に相当する接続送電サービスの基本料金，臨時接続送電サービスの基本料金および予備送電サービス料金の割引を行ない料金を算定いたします。 (7) 契約者が，災害により被害を受けた需要者の供給地点において，再建等のため，引込線，計量器，その付属装置，区分装置，通信設備および電流制限器等の取付位置の変更の申込みを災害発生日が属する月の6月後の月の末日までに行なった場合で，その供給方法が災害により被害を受けたときの供給方法と同一であるときは，62（引込線の接続），63（計量器等の取付け），64（通信設備等の施設）および66（電流制限器等の取付け）にかかわらず，原則として，その初回の工事に要した実費または実費相当額を申し受けません。 (8) 災害により被害を受けた需要者の供給地点において，当社が分割接続供給を行なう場合で，(2)または(6)によって割引を行ない接続送電サービス料金または臨時接続送電サービス料金を算定するときは，(9)または(10)による料金の調整を行なうために，1供給地点につき，1接続送電サービスまたは1臨時接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービス料金または臨時接続送電サービス料金を，(2)または(6)に準じて割引を行ない算定いたします。 (9) 災害により被害を受けた需要者の供給地点において，当社が分割接続供給を行ない，かつ，(2)または(6)によって割引を行ない接続送電サービス料金を算定する場合で，それぞれの契約者に係る接続送電サービス料金の合計と，(8)によって算定された1供給地点につき，1接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービス料金との間に差が生ずるときは，33（料金の算定）(11)に準じて接続送電サービス料金の調整を行ないます。 (10) 災害により被害を受けた需要者の供給地点において，当社が分割接続供給を行ない，かつ，(2)または(6)によって割引を行ない臨時接続送電サービス料金を算定する場合で，それぞれの契約者に係る臨時接続送電サービス料金の合計と，(8)によって算定された1供給地点につき，1臨時接続送電サービスを適用した場合の臨時接続送電サービス料金との間に差が生ずるときは，33（料金の算定）(12)に準じて臨時接続送電サービス料金の調整を行ないます。 (11) 災害により被害を受けた需要者の供給地点において，当社が分割接続供給を行なう場合で，(3)または(6)によって割引を行ない予備送電サービス料金を算定するときは，(12)による料金の調整を行なうために，1供給地点につき，1予備送電サービスを適用した場合の予備送電サービス料金を，(3)または(6)に準じて割引を行ない算定いたします。 (12) 災害により被害を受けた需要者の供給地点において，当社が分割接続供給を行ない，かつ，予備送電サービスをあわせて適用し，(3)または(6)によって割引を行ない予備送電サービス料金を算定する場合で，それぞれの契約者に係る予備送電サービス料金の合計と，(11)によって算定された1供給地点につき，1予備送電

託送供給等約款　新旧比較表

託送供給等約款　2024年10月1日実施	託送供給等約款　2025年4月1日実施
	サービスを適用した場合の予備送電サービス料金との間に差が生ずるときは，33（料金の算定）(13)に準じて予備送電サービス料金の調整を行ないます。 (13) 災害により被害を受けた発電者の受電地点に係る系統連系受電サービス料金について，災害発生日が属する月の前月の料金（支払期日が災害発生日以降となるものに限ります。），および災害発生日が属する月からその翌々月までの料金の支払期日を，34（支払義務の発生および支払期日）にかかわらず，それぞれ1月延期いたします。 (14) 災害により被害を受けた発電者の受電地点において，災害により被害を受けたときから引き続きまったく発電または放電しない場合（他の発電量調整供給契約等と同一計量する場合等は，すべての発電量調整供給等に係る発電量調整受電電力量等が零であるときに限ります。）には，災害発生日が属する月から6月後の月の末日までの間は，料金の算定期間ごとに次の割引を行ない料金を算定いたします。 イ　割　引　の　対　象 当該受電地点の系統連系受電サービスの基本料金から系統設備効率化割引額を差し引いた金額といたします。ただし，33（料金の算定）(1)イ，ハ，ニ，ホまたはへの場合は，まったく電気を発電または放電しない日における契約内容に応じて算定される1月の金額といたします。 ロ　割　　引　　率 ハに定める割引日数1日ごとに4パーセントといたします。 ハ　割　引　日　数 割引日数は，各月の料金の算定期間における，災害により被害を受けたときから引き続きまったく電気を発電または放電しない期間の日数とし，30分ごとの発電量調整受電電力量等にもとづき当社との協議によって定めます。 (15) 災害により被害を受けた発電者の受電地点において，発電設備等が災害のため復旧まで一時運転不能となった場合，18（料金）(3)にかかわらず，災害発生日が属する月から6月後の月の末日までの間は，その運転不能設備に相当する系統連系受電サービスの基本料金の割引を行ない料金を算定いたします。 なお，この場合，その運転不能設備に相当する系統連系受電サービスの系統設備効率化割引は適用いたしません。
別　　表 **1　契約設備電力の算定** (1) 契約設備電力は，原則として，電流を制限する計量器により制限される電流，電流制限器または主開閉器の定格電流にもとづき次により算定いたします。この場合，1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。 イ　電流を制限する計量器による場合 入力(キロボルトアンペア) ＝ 制限される電流(アンペア) × 100ボルト × $\frac{1}{1,000}$ ロ　電流制限器による場合 入力(キロボルトアンペア) ＝ 電流制限器の定格電流(アンペア) × 100ボルト × $\frac{1}{1,000}$ ハ　主開閉器による場合	**別　　表** **1　契約設備電力の算定** (1) 契約設備電力は，原則として，電流を制限する計量器により制限される電流，電流制限器または主開閉器の定格電流にもとづき次により算定いたします。この場合，1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。 イ　電流を制限する計量器による場合 入力(キロボルトアンペア) ＝ 制限される電流(アンペア) × 100ボルト × $\frac{1}{1,000}$ ロ　電流制限器による場合 入力(キロボルトアンペア) ＝ 電流制限器の定格電流(アンペア) × 100ボルト × $\frac{1}{1,000}$ ハ　主開閉器による場合

託送供給等約款　新旧比較表

<table>
<tr><th>託送供給等約款　2024年10月1日実施</th><th>託送供給等約款　2025年4月1日実施</th></tr>
<tr><td>別表3（契約電力および契約容量の算定方法）に準じて算定いたします。
(2) (1)によりがたい場合は，負荷設備の容量等を基準として定めるものといたします。</td><td>別表3（契約電力および契約容量の算定方法）に準じて算定いたします。
(2) (1)によりがたい場合は，負荷設備の容量等を基準として定めるものといたします。</td></tr>
<tr><td>2　系統設備効率化割引の対象変電所等
(1) 系統設備効率化割引の対象変電所等
次の変電所等を系統設備効率化割引の対象変電所等といたします。
<table>
<tr><th>割引区分</th><th>割引対象変電所等</th></tr>
<tr><td>Ａ－1</td><td>米沢変電所，福島変電所，東福島変電所，須賀川変電所，南相馬変電所，新地変電所</td></tr>
<tr><td>Ａ－2</td><td>西仙台変電所，西山形変電所，いわき変電所，北新潟変電所，新潟変電所，中越変電所，新岡部変電所，東群馬変電所，新富山変電所</td></tr>
<tr><td>Ａ－3</td><td>東花巻変電所，宮城変電所，宮城中央変電所，名取変電所，新庄変電所，本名変電所，越後開閉所</td></tr>
<tr><td>Ｂ－1</td><td>五ツ橋変電所，土樋変電所，柳町通変電所，榴岡変電所，堤通変電所，加茂変電所，東三条変電所，保内変電所，加茂郷変電所，向燕変電所，北三条変電所，東燕変電所，西三条変電所，栄変電所，見附変電所，栃尾変電所，長岡変電所，城岡変電所，蓮潟変電所，大手変電所，北長岡変電所，西見附変電所，宮内町変電所</td></tr>
<tr><td>Ｂ－2</td><td>瀬辺地変電所，石江変電所，岡町変電所，泉野変電所，浪打変電所，浪岡変電所，黒石変電所，新町野変電所，田代変電所，南津軽変電所，弘前城東変電所，東弘前変電所，桔梗野変電所，大鰐変電所，岩木川変電所，北弘前変電所，北津軽変電所，板柳変電所，弘前変電所，木造変電所，滝渕発電所，深浦変電所，松神発電所，五所川原変電所，金木変電所，尾駮変電所，白糠変電所，大湊変電所，仲崎変電所，大畑変電所，東通変電所，三本松変電所，小湊変電所，小中野変電所，法量発電所，堤町変電所，三戸変電所，小中島発電所，浦町変電所，沖館変電所，青森本町変電所，二戸変電所，福岡発電所，沼宮内変電所，葛巻変電所，西通変電所，盛岡中央変電所，高松変電所，青山変電所，長田町変電所，巣子変電所，東盛岡変電所，仙北町変電所，松園変電所，岩手滝沢変電所，葛根田第二発電所，都南変電所，矢巾変電所，花巻変電所，飯豊変電所，柳原変電所，川尻変電所，耳取変電所，日高変電所，常盤変電所，江刺変電所，河原町変電所，山目変電所，岩泉変電所，普代変電所，本銅変電所，千徳変電所，東宮古変電所，山田変電所，大槌変電所，大船渡変電所，下船渡変電所，釜石変電所，立根変電所，大平変電所，向中野変電所，大館変電所，釈迦内変電所，毛馬内変電所，花輪変電所，桂変電所，能代東変電所，二ツ井変電所，八郎潟変電所，土崎変電所，山王変電所，大川反変電所，南通変電所，広小路変電所，御所野変電所，手形変電所，牛島変電所，川添変電所，大仙変電所，角館変電所，生保内発電所，先達発電所，境変電所，大曲変電所，千畑変電所，郷内発電所，本荘変電所，鳥海川第一発電所，岩谷変電所，西馬音内変電所，沼館変電所，美入野変電所，横手変電所，羽後増田変電所，東成瀬変電所，湯沢変電所，横堀変電所，滝ノ原発電所，花京院変電所，旭ヶ丘変電所，勾当台変電所，沼辺変電所，遠刈田発電所，福田町変電所，卸町変電所，長町変電所，南小泉変電所，鍋田変電所，八木山変電所，西多賀変電所，高舘変電所，あ</td></tr>
</table></td><td>2　系統設備効率化割引の対象変電所等
(1) 系統設備効率化割引の対象変電所等
次の変電所等を系統設備効率化割引の対象変電所等といたします。
<table>
<tr><th>割引区分</th><th>割引対象変電所等</th></tr>
<tr><td>Ａ－1</td><td>米沢変電所，福島変電所，東福島変電所，須賀川変電所，南相馬変電所，新地変電所</td></tr>
<tr><td>Ａ－2</td><td>西仙台変電所，西山形変電所，いわき変電所，北新潟変電所，新潟変電所，中越変電所，新岡部変電所，東群馬変電所，新富山変電所</td></tr>
<tr><td>Ａ－3</td><td>東花巻変電所，宮城変電所，宮城中央変電所，名取変電所，新庄変電所，本名変電所，越後開閉所</td></tr>
<tr><td>Ｂ－1</td><td>五ツ橋変電所，土樋変電所，柳町通変電所，榴岡変電所，堤通変電所，加茂変電所，東三条変電所，保内変電所，加茂郷変電所，向燕変電所，北三条変電所，東燕変電所，西三条変電所，栄変電所，見附変電所，栃尾変電所，長岡変電所，城岡変電所，蓮潟変電所，大手変電所，北長岡変電所，西見附変電所，宮内町変電所</td></tr>
<tr><td>Ｂ－2</td><td>瀬辺地変電所，石江変電所，岡町変電所，泉野変電所，浪打変電所，浪岡変電所，黒石変電所，新町野変電所，田代変電所，南津軽変電所，弘前城東変電所，東弘前変電所，桔梗野変電所，大鰐変電所，岩木川変電所，北弘前変電所，北津軽変電所，板柳変電所，弘前変電所，木造変電所，滝渕発電所，深浦変電所，松神発電所，五所川原変電所，金木変電所，尾駮変電所，白糠変電所，大湊変電所，仲崎変電所，大畑変電所，東通変電所，三本松変電所，小湊変電所，小中野変電所，法量発電所，堤町変電所，三戸変電所，小中島発電所，浦町変電所，沖館変電所，青森本町変電所，二戸変電所，福岡発電所，沼宮内変電所，葛巻変電所，西通変電所，盛岡中央変電所，高松変電所，青山変電所，長田町変電所，巣子変電所，東盛岡変電所，仙北町変電所，松園変電所，岩手滝沢変電所，葛根田第二発電所，都南変電所，矢巾変電所，花巻変電所，飯豊変電所，柳原変電所，川尻変電所，耳取変電所，日高変電所，常盤変電所，江刺変電所，河原町変電所，山目変電所，岩泉変電所，普代変電所，本銅変電所，千徳変電所，東宮古変電所，山田変電所，大槌変電所，大船渡変電所，下船渡変電所，釜石変電所，立根変電所，大平変電所，向中野変電所，大館変電所，釈迦内変電所，毛馬内変電所，花輪変電所，桂変電所，能代東変電所，二ツ井変電所，八郎潟変電所，土崎変電所，山王変電所，大川反変電所，南通変電所，広小路変電所，御所野変電所，手形変電所，牛島変電所，川添変電所，大仙変電所，角館変電所，生保内発電所，先達発電所，境変電所，大曲変電所，千畑変電所，郷内発電所，本荘変電所，鳥海川第一発電所，岩谷変電所，西馬音内変電所，沼館変電所，美入野変電所，横手変電所，羽後増田変電所，東成瀬変電所，湯沢変電所，横堀変電所，滝ノ原発電所，花京院変電所，旭ヶ丘変電所，勾当台変電所，沼辺変電所，遠刈田発電所，福田町変電所，卸町変電所，長町変電所，南小泉変電所，鍋田変電所，八木山変電所，西多賀変電所，高舘変電所，あ</td></tr>
</table></td></tr>
</table>

託送供給等約款　新旧比較表

託送供給等約款　2024 年 10 月 1 日実施			託送供給等約款　2025 年 4 月 1 日実施		
Ｂ－2	すと長町変電所，中田変電所，増田変電所，大町変電所，広瀬通変電所，仙台本町変電所，三居沢発電所，仙台港変電所，多賀城変電所，塩釜築港変電所，塩釜変電所，大日変電所，新浜変電所，仙台変電所（66 キロボルトと 6 キロボルトを連系する設備），鶴ヶ谷変電所，小鶴新田変電所，苦竹変電所，荒巻変電所，七北田変電所，古川変電所，陸前大幡変電所，陸前山下変電所，女川変電所，石巻湊変電所，渡波変電所，松岩変電所，鹿折変電所，明通変電所，中山変電所，泉変電所，鳥越変電所，真室川変電所，新庄十日町変電所，戸沢変電所，大石田変電所，尾花沢変電所，楯岡変電所，神町変電所，東根変電所，寒河江陵西変電所，谷地変電所，沼山発電所，寒河江変電所，長崎変電所，栄町通変電所，宮宿変電所，古館変電所，鮎貝変電所，城南変電所，宮町変電所，あかねヶ丘変電所，谷柏変電所，桜田変電所，大野目変電所，松波変電所，本町通変電所，天童変電所，久野本変電所，宮内変電所，長井変電所，石岡変電所，高畠変電所，小松変電所，飯豊町変電所，花沢変電所，東酒田変電所，南酒田変電所，余目変電所，浜中変電所，酒田北港変電所，北酒田変電所，北鶴岡変電所，鶴岡変電所，藤島変電所，大山変電所，西鶴岡変電所，温海変電所，新落合発電所，梵字川発電所，小国変電所，他者の所有する変電所（山形県鶴岡市），西福島変電所，清水変電所，栄町変電所，板谷変電所，腰浜変電所，鎌田変電所，伊達変電所，大熊変電所，久保田変電所，本宮南変電所，細沼変電所，諏訪変電所，郡山駅前変電所，久留米変電所，平大町変電所，東平変電所，北小名浜変電所，喜多方変電所，岩月変電所，神指変電所，河東変電所，門田変電所，本郷変電所，鶴沼川発電所，田島変電所，八総変電所，内川発電所，城東変電所，坂下変電所，小林変電所，野沢変電所，桧ノ原変電所，坂町変電所，荒川変電所，村上変電所，神林変電所，勝木変電所，黒川北変電所，中条変電所，鷹の巣発電所，北新発田変電所，東港変電所，新発田変電所，松浦変電所，飯豊川第一発電所，飯豊川第二発電所，松浜変電所，葛塚変電所，水原変電所，新崎変電所，三川変電所，津川変電所，安田変電所，小須戸変電所，白根変電所，五泉変電所，木越変電所，早出発電所，東新津変電所，亀田変電所，川根変電所，中新潟変電所，藤見変電所，山の下変電所，大形変電所，沼垂変電所，寄居浜変電所，本町変電所，白山変電所，万代変電所，西新潟変電所，幸町変電所，笹口変電所，紫竹変電所，鳥屋野変電所，女池変電所，大野変電所，内野変電所，関屋変電所，亀貝変電所，巻変電所，岩室変電所，西川変電所，燕変電所，吉田変電所，地蔵堂変電所，小関変電所，桐島変電所，東栃尾変電所，南長岡変電所，来迎寺変電所，小千谷変電所，堀之内変電所，小出変電所，日吉変電所，才津変電所，比角変電所，柏崎変電所，茨目変電所，魚沼変電所，十日町変電所，東小千谷変電所，南十日町変電所，浦佐変電所，五十沢発電所，城内変電所，薮神発電所，上条発電所，大割野変電所，宮野原発電所，松代変電所，越後湯沢変電所，石打変電所，越後中里変電所，神立変電所，塩沢変電所，六日町変電所，登川発電所，直江津変電所，春日山変電所，高田変電所，稲田変電所，新井変電所，関山変電所，和田変電所，妙高変電所，潟町変電所，南川変電所，虫川変電所，	Ｂ－2	すと長町変電所，中田変電所，増田変電所，大町変電所，広瀬通変電所，仙台本町変電所，三居沢発電所，仙台港変電所，多賀城変電所，塩釜築港変電所，塩釜変電所，大日変電所，新浜変電所，仙台変電所（66 キロボルトと 6 キロボルトを連系する設備），鶴ヶ谷変電所，小鶴新田変電所，苦竹変電所，荒巻変電所，七北田変電所，古川変電所，陸前大幡変電所，陸前山下変電所，女川変電所，石巻湊変電所，渡波変電所，松岩変電所，鹿折変電所，明通変電所，中山変電所，泉変電所，鳥越変電所，真室川変電所，新庄十日町変電所，戸沢変電所，大石田変電所，尾花沢変電所，楯岡変電所，神町変電所，東根変電所，寒河江陵西変電所，谷地変電所，沼山発電所，寒河江変電所，長崎変電所，栄町通変電所，宮宿変電所，古館変電所，鮎貝変電所，城南変電所，宮町変電所，あかねヶ丘変電所，谷柏変電所，桜田変電所，大野目変電所，松波変電所，本町通変電所，天童変電所，久野本変電所，宮内変電所，長井変電所，石岡変電所，高畠変電所，小松変電所，飯豊町変電所，花沢変電所，東酒田変電所，南酒田変電所，余目変電所，浜中変電所，酒田北港変電所，北酒田変電所，北鶴岡変電所，鶴岡変電所，藤島変電所，大山変電所，西鶴岡変電所，温海変電所，新落合発電所，梵字川発電所，小国変電所，他者の所有する変電所（山形県鶴岡市），西福島変電所，清水変電所，栄町変電所，板谷変電所，腰浜変電所，鎌田変電所，伊達変電所，大熊変電所，久保田変電所，本宮南変電所，細沼変電所，諏訪変電所，郡山駅前変電所，久留米変電所，平大町変電所，東平変電所，北小名浜変電所，喜多方変電所，岩月変電所，神指変電所，河東変電所，門田変電所，本郷変電所，鶴沼川発電所，田島変電所，八総変電所，内川発電所，城東変電所，坂下変電所，小林変電所，野沢変電所，桧ノ原変電所，坂町変電所，荒川変電所，村上変電所，神林変電所，勝木変電所，黒川北変電所，中条変電所，鷹の巣発電所，北新発田変電所，東港変電所，新発田変電所，松浦変電所，飯豊川第一発電所，飯豊川第二発電所，松浜変電所，葛塚変電所，水原変電所，新崎変電所，三川変電所，津川変電所，安田変電所，小須戸変電所，白根変電所，五泉変電所，木越変電所，早出発電所，東新津変電所，亀田変電所，川根変電所，中新潟変電所，藤見変電所，山の下変電所，大形変電所，沼垂変電所，寄居浜変電所，本町変電所，白山変電所，万代変電所，西新潟変電所，幸町変電所，笹口変電所，紫竹変電所，鳥屋野変電所，女池変電所，大野変電所，内野変電所，関屋変電所，亀貝変電所，巻変電所，岩室変電所，西川変電所，燕変電所，吉田変電所，地蔵堂変電所，小関変電所，桐島変電所，東栃尾変電所，南長岡変電所，来迎寺変電所，小千谷変電所，堀之内変電所，小出変電所，日吉変電所，才津変電所，比角変電所，柏崎変電所，茨目変電所，魚沼変電所，十日町変電所，東小千谷変電所，南十日町変電所，浦佐変電所，五十沢発電所，城内変電所，薮神発電所，上条発電所，大割野変電所，宮野原発電所，松代変電所，越後湯沢変電所，石打変電所，越後中里変電所，神立変電所，塩沢変電所，六日町変電所，登川発電所，直江津変電所，春日山変電所，高田変電所，稲田変電所，新井変電所，関山変電所，和田変電所，妙高変電所，潟町変電所，南川変電所，虫川変電所，

託送供給等約款　新旧比較表

託送供給等約款　2024年10月1日実施	託送供給等約款　2025年4月1日実施
東直江津変電所，能生変電所，糸魚川変電所，早川発電所，田海変電所，親不知変電所，佐渡変電所，相川変電所，相川火力発電所，高千変電所，金沢変電所，両津変電所，羽茂変電所，新潟変電所（154キロボルトと6キロボルトを連系する設備），新飯田変電所，下田変電所，小国町変電所，大所変電所，浅貝変電所，飯山変電所	東直江津変電所，能生変電所，糸魚川変電所，早川発電所，田海変電所，親不知変電所，佐渡変電所，相川変電所，相川火力発電所，高千変電所，金沢変電所，両津変電所，羽茂変電所，新潟変電所（154キロボルトと6キロボルトを連系する設備），新飯田変電所，下田変電所，小国町変電所，大所変電所，浅貝変電所，飯山変電所
なお，系統設備効率化割引の対象変電所等および系統設備効率化割引単価については，原則として2028年4月1日に見直しを行なうものとし，当該見直し後は原則として5年ごとに見直しを行なうものといたします。	なお，系統設備効率化割引の対象変電所等および系統設備効率化割引単価については，原則として2028年4月1日に見直しを行なうものとし，当該見直し後は原則として5年ごとに見直しを行なうものといたします。
(2) 系統設備効率化割引の割引区分の適用	(2) 系統設備効率化割引の割引区分の適用
イ　(1)の割引区分は，10（契約の成立および契約期間）(1)により系統連系受電契約が成立したときの連系変電所等により適用いたします。 なお，連系変電所等については，原則として2028年4月1日に見直しを行なうものとし，当該見直し後は原則として5年ごとに見直しを行なうものといたします。	イ　(1)の割引区分は，10（契約の成立および契約期間）(1)により系統連系受電契約が成立したときの連系変電所等により適用いたします。 なお，連系変電所等については，原則として2028年4月1日に見直しを行なうものとし，当該見直し後は原則として5年ごとに見直しを行なうものといたします。
ロ　(1)に定める系統設備効率化割引の対象変電所等および系統設備効率化割引単価の見直しまでの間に利用する変電所等に変更があった場合であっても，(1)に定める系統設備効率化割引の対象変電所等および系統設備効率化割引単価の見直しまでの間に適用される割引区分は継続されるものといたします。	ロ　(1)に定める系統設備効率化割引の対象変電所等および系統設備効率化割引単価の見直しまでの間に利用する変電所等に変更があった場合であっても，(1)に定める系統設備効率化割引の対象変電所等および系統設備効率化割引単価の見直しまでの間に適用される割引区分は継続されるものといたします。
ハ　(1)に定める系統設備効率化割引の対象変電所等および系統設備効率化割引単価の見直し後に発電量調整供給を開始した場合であっても，(1)の割引区分は，イにより適用するものといたします。ただし，適用される22（系統連系受電サービス）(3)ハ(ﾛ)の系統設備効率化割引単価は見直し後のものといたします。	ハ　(1)に定める系統設備効率化割引の対象変電所等および系統設備効率化割引単価の見直し後に発電量調整供給を開始した場合であっても，(1)の割引区分は，イにより適用するものといたします。ただし，適用される22（系統連系受電サービス）(3)ハ(ﾛ)の系統設備効率化割引単価は見直し後のものといたします。
ニ　2024年4月1日以降，受電地点を新たに設定する発電場所（発電設備等を新たに使用する場合に限ります。）または同一地点で発電設備等のすべての変更を行なう発電場所について，発電量調整供給の開始または変更以降，(1)に定める系統設備効率化割引の対象変電所等および系統設備効率化割引単価の見直しを行なった場合における見直し後に適用する割引区分は，その次の(1)に定める系統設備効率化割引の対象変電所等および系統設備効率化割引単価の見直しまでの間 1 回に限り，次のとおりといたします。ただし，適用される22（系統連系受電サービス）(3)ハ(ﾛ)の系統設備効率化割引単価は見直し後のものといたします。	ニ　2024年4月1日以降，受電地点を新たに設定する発電場所（発電設備等を新たに使用する場合に限ります。）または同一地点で発電設備等のすべての変更を行なう発電場所について，発電量調整供給の開始または変更以降，(1)に定める系統設備効率化割引の対象変電所等および系統設備効率化割引単価の見直しを行なった場合における見直し後に適用する割引区分は，その次の(1)に定める系統設備効率化割引の対象変電所等および系統設備効率化割引単価の見直しまでの間 1 回に限り，次のとおりといたします。ただし，適用される22（系統連系受電サービス）(3)ハ(ﾛ)の系統設備効率化割引単価は見直し後のものといたします。

見直し前の割引区分	見直し後の割引区分	適用される割引区分
Ａ－1	Ａ－1，Ａ－2，Ａ－3 または割引対象外	Ａ－1
Ａ－2	Ａ－1	Ａ－1
	Ａ－2，Ａ－3または割引対象外	Ａ－2
Ａ－3	Ａ－1	Ａ－1
	Ａ－2	Ａ－2
	Ａ－3または割引対象外	Ａ－3

見直し前の割引区分	見直し後の割引区分	適用される割引区分
Ａ－1	Ａ－1，Ａ－2，Ａ－3 または割引対象外	Ａ－1
Ａ－2	Ａ－1	Ａ－1
	Ａ－2，Ａ－3または割引対象外	Ａ－2
Ａ－3	Ａ－1	Ａ－1
	Ａ－2	Ａ－2
	Ａ－3または割引対象外	Ａ－3

託送供給等約款　新旧比較表

託送供給等約款　2024 年 10 月 1 日実施

Ｂ－1	Ｂ－1，Ｂ－2または割引対象外	Ｂ－1
Ｂ－2	Ｂ－1	Ｂ－1
	Ｂ－2または割引対象外	Ｂ－2

3　契約電力および契約容量の算定方法

19（接続送電サービス）(2)イ(ﾛ) b もしくは(ﾊ)または 20（臨時接続送電サービス）(2)イ(ｲ) b (b)もしくは(ﾛ) b の場合の契約電力または契約容量は，次により算定いたします。ただし，契約電力を算定する場合は，力率（100 パーセントといたします。）を乗じます。

(1) 供給電気方式および供給電圧が交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトの場合

$$\text{契約主開閉器の定格電流(アンペア)} \times \text{電圧(ボルト)} \times \frac{1}{1,000}$$

なお，交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトの場合の電圧は，200 ボルトといたします。

(2) 供給電気方式および供給電圧が交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトの場合

$$\text{契約主開閉器の定格電流(アンペア)} \times \text{電圧(ボルト)} \times 1.732 \times \frac{1}{1,000}$$

4　負荷設備の入力換算容量

(1) 照明用電気機器

照明用電気機器の換算容量は，次のイ，ロ，ハおよびニによります。

イ　け い 光 灯

	換　算　容　量	
	入力(ボルトアンペア)	入力(ワット)
高力率型	管灯の定格消費電力(ワット)×150 パーセント	管灯の定格消費電力(ワット)×125 パーセント
低力率型	管灯の定格消費電力(ワット)×200 パーセント	

ロ　ネオン管灯

2 次電圧(ボルト)	換　算　容　量		
	入力(ボルトアンペア)		入力(ワット)
	高力率型	低力率型	
3,000	30	80	30
6,000	60	150	60
9,000	100	220	100
12,000	140	300	140
15,000	180	350	180

ハ　スリームラインランプ

管の長さ(ミリメートル)	換　算　容　量	
	入力(ボルトアンペア)	入力(ワット)
999 以下	40	40
1,149 以下	60	60

託送供給等約款　2025 年 4 月 1 日実施

Ｂ－1	Ｂ－1，Ｂ－2または割引対象外	Ｂ－1
Ｂ－2	Ｂ－1	Ｂ－1
	Ｂ－2または割引対象外	Ｂ－2

3　契約電力および契約容量の算定方法

19（接続送電サービス）(2)イ(ﾛ) b もしくは(ﾊ)または 20（臨時接続送電サービス）(2)イ(ｲ) b (b)もしくは(ﾛ) b の場合の契約電力または契約容量は，次により算定いたします。ただし，契約電力を算定する場合は，力率（100 パーセントといたします。）を乗じます。

(1) 供給電気方式および供給電圧が交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトの場合

$$\text{契約主開閉器の定格電流(アンペア)} \times \text{電圧(ボルト)} \times \frac{1}{1,000}$$

なお，交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトの場合の電圧は，200 ボルトといたします。

(2) 供給電気方式および供給電圧が交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトの場合

$$\text{契約主開閉器の定格電流(アンペア)} \times \text{電圧(ボルト)} \times 1.732 \times \frac{1}{1,000}$$

4　負荷設備の入力換算容量

(1) 照明用電気機器

照明用電気機器の換算容量は，次のイ，ロ，ハおよびニによります。

イ　け い 光 灯

	換　算　容　量	
	入力(ボルトアンペア)	入力(ワット)
高力率型	管灯の定格消費電力(ワット)×150 パーセント	管灯の定格消費電力(ワット)×125 パーセント
低力率型	管灯の定格消費電力(ワット)×200 パーセント	

ロ　ネオン管灯

2 次電圧(ボルト)	換　算　容　量		
	入力(ボルトアンペア)		入力(ワット)
	高力率型	低力率型	
3,000	30	80	30
6,000	60	150	60
9,000	100	220	100
12,000	140	300	140
15,000	180	350	180

ハ　スリームラインランプ

管の長さ(ミリメートル)	換　算　容　量	
	入力(ボルトアンペア)	入力(ワット)
999 以下	40	40
1,149 以下	60	60

託送供給等約款　新旧比較表

託送供給等約款　2024 年 10 月 1 日実施

1,556 以下	70	70
1,759 以下	80	80
2,368 以下	100	100

ニ　水　銀　灯

出　力（ワット）	換　算　容　量		
	入力（ボルトアンペア）		入力（ワット）
	高力率型	低力率型	
40 以下	60	130	50
60 以下	80	170	70
80 以下	100	190	90
100 以下	150	200	130
125 以下	160	290	145
200 以下	250	400	230
250 以下	300	500	270
300 以下	350	550	325
400 以下	500	750	435
700 以下	800	1,200	735
1,000 以下	1,200	1,750	1,005

(2)　誘導電動機

イ　単相誘導電動機

(ｲ)　出力が馬力表示の単相誘導電動機の換算容量（入力〔キロワット〕）は，換算率 100.0 パーセントを乗じたものといたします。

(ﾛ)　出力がワット表示のものは，次のとおりといたします。

出　力（ワット）	換　算　容　量		
	入力（ボルトアンペア）		入力（ワット）
	高力率型	低力率型	
35 以下	—	160	出力（ワット）×133.0 パーセント
45 以下	—	180	
65 以下	—	230	
100 以下	250	350	
200 以下	400	550	
400 以下	600	850	
550 以下	900	1,200	
750 以下	1,000	1,400	

ロ　3 相誘導電動機

換　算　容　量（入力〔キロワット〕）
出力(馬力)　　×93.3 パーセント
出力(キロワット)×125.0 パーセント

(3)　レントゲン装置

レントゲン装置の換算容量は，次によります。

なお，レントゲン装置が 2 以上の装置種別を兼ねる場合は，いずれか大きい換算容量といたします。

託送供給等約款　2025 年 4 月 1 日実施

1,556 以下	70	70
1,759 以下	80	80
2,368 以下	100	100

ニ　水　銀　灯

出　力（ワット）	換　算　容　量		
	入力（ボルトアンペア）		入力（ワット）
	高力率型	低力率型	
40 以下	60	130	50
60 以下	80	170	70
80 以下	100	190	90
100 以下	150	200	130
125 以下	160	290	145
200 以下	250	400	230
250 以下	300	500	270
300 以下	350	550	325
400 以下	500	750	435
700 以下	800	1,200	735
1,000 以下	1,200	1,750	1,005

(2)　誘導電動機

イ　単相誘導電動機

(ｲ)　出力が馬力表示の単相誘導電動機の換算容量（入力〔キロワット〕）は，換算率 100.0 パーセントを乗じたものといたします。

(ﾛ)　出力がワット表示のものは，次のとおりといたします。

出　力（ワット）	換　算　容　量		
	入力（ボルトアンペア）		入力（ワット）
	高力率型	低力率型	
35 以下	—	160	出力（ワット）×133.0 パーセント
45 以下	—	180	
65 以下	—	230	
100 以下	250	350	
200 以下	400	550	
400 以下	600	850	
550 以下	900	1,200	
750 以下	1,000	1,400	

ロ　3 相誘導電動機

換　算　容　量（入力〔キロワット〕）
出力(馬力)　　×93.3 パーセント
出力(キロワット)×125.0 パーセント

(3)　レントゲン装置

レントゲン装置の換算容量は，次によります。

なお，レントゲン装置が 2 以上の装置種別を兼ねる場合は，いずれか大きい換算容量といたします。

託送供給等約款　新旧比較表

託送供給等約款　2024年10月1日実施

装置種別（携帯型および移動型を含みます。）	最高定格管電圧（ｷﾛﾎﾞﾙﾄﾋﾟｰｸ）	管電流（短時間定格電流）（ﾐﾘｱﾝﾍﾟｱ）	換算容量（入力〔ｷﾛﾎﾞﾙﾄｱﾝﾍﾟｱ〕）
治療用装置			定格1次最大入力（ｷﾛﾎﾞﾙﾄｱﾝﾍﾟｱ）の値といたします。
診察用装置	95ｷﾛﾎﾞﾙﾄﾋﾟｰｸ以下	20ﾐﾘｱﾝﾍﾟｱ以下	1
		20ﾐﾘｱﾝﾍﾟｱ超過30ﾐﾘｱﾝﾍﾟｱ以下	1.5
		30ﾐﾘｱﾝﾍﾟｱ超過50ﾐﾘｱﾝﾍﾟｱ以下	2
		50ﾐﾘｱﾝﾍﾟｱ超過100ﾐﾘｱﾝﾍﾟｱ以下	3
		100ﾐﾘｱﾝﾍﾟｱ超過200ﾐﾘｱﾝﾍﾟｱ以下	4
		200ﾐﾘｱﾝﾍﾟｱ超過300ﾐﾘｱﾝﾍﾟｱ以下	5
		300ﾐﾘｱﾝﾍﾟｱ超過500ﾐﾘｱﾝﾍﾟｱ以下	7.5
		500ﾐﾘｱﾝﾍﾟｱ超過1,000ﾐﾘｱﾝﾍﾟｱ以下	10
	95ｷﾛﾎﾞﾙﾄﾋﾟｰｸ超過100ｷﾛﾎﾞﾙﾄﾋﾟｰｸ以下	200ﾐﾘｱﾝﾍﾟｱ以下	5
		200ﾐﾘｱﾝﾍﾟｱ超過300ﾐﾘｱﾝﾍﾟｱ以下	6
		300ﾐﾘｱﾝﾍﾟｱ超過500ﾐﾘｱﾝﾍﾟｱ以下	8
		500ﾐﾘｱﾝﾍﾟｱ超過1,000ﾐﾘｱﾝﾍﾟｱ以下	13.5
	100ｷﾛﾎﾞﾙﾄﾋﾟｰｸ超過125ｷﾛﾎﾞﾙﾄﾋﾟｰｸ以下	500ﾐﾘｱﾝﾍﾟｱ以下	9.5
		500ﾐﾘｱﾝﾍﾟｱ超過1,000ﾐﾘｱﾝﾍﾟｱ以下	16
	125ｷﾛﾎﾞﾙﾄﾋﾟｰｸ超過150ｷﾛﾎﾞﾙﾄﾋﾟｰｸ以下	500ﾐﾘｱﾝﾍﾟｱ以下	11
		500ﾐﾘｱﾝﾍﾟｱ超過1,000ﾐﾘｱﾝﾍﾟｱ以下	19.5
蓄電器放電式診察用装置	ｺﾝﾃﾞﾝｻ容量0.75ﾏｲｸﾛﾌｧﾗｯﾄﾞ以下		1
	0.75ﾏｲｸﾛﾌｧﾗｯﾄﾞ超過1.5ﾏｲｸﾛﾌｧﾗｯﾄﾞ以下		2
	1.5ﾏｲｸﾛﾌｧﾗｯﾄﾞ超過3ﾏｲｸﾛﾌｧﾗｯﾄﾞ以下		3

(4) 電気溶接機

電気溶接機の換算容量は，次の算式によって算定された値といたします。

イ　日本産業規格に適合した機器（コンデンサ内蔵型を除きます。）の場合

入力(キロワット)＝ 最大定格1次入力(キロボルトアンペア)×70パーセント

ロ　イ以外の場合

入力(キロワット)＝ 実測した1次入力(キロボルトアンペア)×70パーセント

(5) そ　の　他

イ　(1)，(2)，(3)および(4)によることが不適当と認められる電気機器の換算容量（入力）は，実測した値を基準として契約者と当社との協議によって定めます。ただし，特別の事情がある場合は，定格消費電力を換算容量（入力）とすることがあります。

ロ　動力と一体をなし，かつ，動力を使用するために直接必要であって欠くことができない表示灯は,動力とあわせて1契約負荷設備として契約負荷設備の容量(入力）を算定いたします。

ハ　予備設備であることが明らかな電気機器については，契約負荷設備の容量の算定

託送供給等約款　2025年4月1日実施

装置種別（携帯型および移動型を含みます。）	最高定格管電圧（ｷﾛﾎﾞﾙﾄﾋﾟｰｸ）	管電流（短時間定格電流）（ﾐﾘｱﾝﾍﾟｱ）	換算容量（入力〔ｷﾛﾎﾞﾙﾄｱﾝﾍﾟｱ〕）
治療用装置			定格1次最大入力（ｷﾛﾎﾞﾙﾄｱﾝﾍﾟｱ）の値といたします。
診察用装置	95ｷﾛﾎﾞﾙﾄﾋﾟｰｸ以下	20ﾐﾘｱﾝﾍﾟｱ以下	1
		20ﾐﾘｱﾝﾍﾟｱ超過30ﾐﾘｱﾝﾍﾟｱ以下	1.5
		30ﾐﾘｱﾝﾍﾟｱ超過50ﾐﾘｱﾝﾍﾟｱ以下	2
		50ﾐﾘｱﾝﾍﾟｱ超過100ﾐﾘｱﾝﾍﾟｱ以下	3
		100ﾐﾘｱﾝﾍﾟｱ超過200ﾐﾘｱﾝﾍﾟｱ以下	4
		200ﾐﾘｱﾝﾍﾟｱ超過300ﾐﾘｱﾝﾍﾟｱ以下	5
		300ﾐﾘｱﾝﾍﾟｱ超過500ﾐﾘｱﾝﾍﾟｱ以下	7.5
		500ﾐﾘｱﾝﾍﾟｱ超過1,000ﾐﾘｱﾝﾍﾟｱ以下	10
	95ｷﾛﾎﾞﾙﾄﾋﾟｰｸ超過100ｷﾛﾎﾞﾙﾄﾋﾟｰｸ以下	200ﾐﾘｱﾝﾍﾟｱ以下	5
		200ﾐﾘｱﾝﾍﾟｱ超過300ﾐﾘｱﾝﾍﾟｱ以下	6
		300ﾐﾘｱﾝﾍﾟｱ超過500ﾐﾘｱﾝﾍﾟｱ以下	8
		500ﾐﾘｱﾝﾍﾟｱ超過1,000ﾐﾘｱﾝﾍﾟｱ以下	13.5
	100ｷﾛﾎﾞﾙﾄﾋﾟｰｸ超過125ｷﾛﾎﾞﾙﾄﾋﾟｰｸ以下	500ﾐﾘｱﾝﾍﾟｱ以下	9.5
		500ﾐﾘｱﾝﾍﾟｱ超過1,000ﾐﾘｱﾝﾍﾟｱ以下	16
	125ｷﾛﾎﾞﾙﾄﾋﾟｰｸ超過150ｷﾛﾎﾞﾙﾄﾋﾟｰｸ以下	500ﾐﾘｱﾝﾍﾟｱ以下	11
		500ﾐﾘｱﾝﾍﾟｱ超過1,000ﾐﾘｱﾝﾍﾟｱ以下	19.5
蓄電器放電式診察用装置	ｺﾝﾃﾞﾝｻ容量0.75ﾏｲｸﾛﾌｧﾗｯﾄﾞ以下		1
	0.75ﾏｲｸﾛﾌｧﾗｯﾄﾞ超過1.5ﾏｲｸﾛﾌｧﾗｯﾄﾞ以下		2
	1.5ﾏｲｸﾛﾌｧﾗｯﾄﾞ超過3ﾏｲｸﾛﾌｧﾗｯﾄﾞ以下		3

(4) 電気溶接機

電気溶接機の換算容量は，次の算式によって算定された値といたします。

イ　日本産業規格に適合した機器（コンデンサ内蔵型を除きます。）の場合

入力(キロワット)＝ 最大定格1次入力(キロボルトアンペア)×70パーセント

ロ　イ以外の場合

入力(キロワット)＝ 実測した1次入力(キロボルトアンペア)×70パーセント

(5) そ　の　他

イ　(1)，(2)，(3)および(4)によることが不適当と認められる電気機器の換算容量（入力）は，実測した値を基準として契約者と当社との協議によって定めます。ただし，特別の事情がある場合は，定格消費電力を換算容量（入力）とすることがあります。

ロ　動力と一体をなし，かつ，動力を使用するために直接必要であって欠くことができない表示灯は,動力とあわせて1契約負荷設備として契約負荷設備の容量(入力）を算定いたします。

ハ　予備設備であることが明らかな電気機器については，契約負荷設備の容量の算

託送供給等約款　新旧比較表

託送供給等約款　2024年10月1日実施	託送供給等約款　2025年4月1日実施
の対象といたしません。	定の対象といたしません。
5　離島ユニバーサルサービス調整 (1) 離島ユニバーサルサービス調整額の算定 イ　離島平均燃料価格 原油換算値1キロリットル当たりの離島平均燃料価格は，貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき，次の算式によって算定された値といたします。 なお，離島平均燃料価格は，100円単位とし，100円未満の端数は，10円の位で四捨五入いたします。 離島平均燃料価格＝Ａ×α Ａ＝各離島平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格 α＝1.0000 なお，各離島平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格の単位は，1円とし，その端数は，小数点以下第1位で四捨五入いたします。 ロ　離島基準燃料価格 原油換算値1キロリットル当たりの離島基準燃料価格は，79,300円といたします。 ハ　離島調整上限燃料価格 原油換算値1キロリットル当たりの離島調整上限燃料価格は，119,000円といたします。 ニ　離島ユニバーサルサービス調整単価 離島ユニバーサルサービス調整単価は，次の算式によって算定された値といたします。 なお，離島ユニバーサルサービス調整単価の単位は，1銭とし，その端数は，小数点以下第1位で四捨五入いたします。 (ｲ) 1キロリットル当たりの離島平均燃料価格が離島基準燃料価格を下回る場合 離島ユニバーサルサービス調整単価 ＝(離島基準燃料価格－離島平均燃料価格）× $\frac{\text{(2)の離島基準単価}}{1,000}$ (ﾛ) 1キロリットル当たりの離島平均燃料価格が離島基準燃料価格を上回り，かつ，離島調整上限燃料価格以下の場合 離島ユニバーサルサービス調整単価 ＝(離島平均燃料価格－離島基準燃料価格）× $\frac{\text{(2)の離島基準単価}}{1,000}$ (ﾊ) 1キロリットル当たりの離島平均燃料価格が離島調整上限燃料価格を上回る場合 離島平均燃料価格は，離島調整上限燃料価格といたします。 離島ユニバーサルサービス調整単価 ＝(離島調整上限燃料価格－離島基準燃料価格）× $\frac{\text{(2)の離島基準単価}}{1,000}$ ホ　離島ユニバーサルサービス調整単価の適用 各離島平均燃料価格算定期間の離島平均燃料価格によって算定された離島ユ	**5　離島ユニバーサルサービス調整** (1) 離島ユニバーサルサービス調整額の算定 イ　離島平均燃料価格 原油換算値1キロリットル当たりの離島平均燃料価格は，貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき，次の算式によって算定された値といたします。 なお，離島平均燃料価格は，100円単位とし，100円未満の端数は，10円の位で四捨五入いたします。 離島平均燃料価格＝Ａ×α Ａ＝各離島平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格 α＝1.0000 なお，各離島平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格の単位は，1円とし，その端数は，小数点以下第1位で四捨五入いたします。 ロ　離島基準燃料価格 原油換算値1キロリットル当たりの離島基準燃料価格は，79,300円といたします。 ハ　離島調整上限燃料価格 原油換算値1キロリットル当たりの離島調整上限燃料価格は，119,000円といたします。 ニ　離島ユニバーサルサービス調整単価 離島ユニバーサルサービス調整単価は，次の算式によって算定された値といたします。 なお，離島ユニバーサルサービス調整単価の単位は，1銭とし，その端数は，小数点以下第1位で四捨五入いたします。 (ｲ) 1キロリットル当たりの離島平均燃料価格が離島基準燃料価格を下回る場合 離島ユニバーサルサービス調整単価 ＝(離島基準燃料価格－離島平均燃料価格）× $\frac{\text{(2)の離島基準単価}}{1,000}$ (ﾛ) 1キロリットル当たりの離島平均燃料価格が離島基準燃料価格を上回り，かつ，離島調整上限燃料価格以下の場合 離島ユニバーサルサービス調整単価 ＝(離島平均燃料価格－離島基準燃料価格）× $\frac{\text{(2)の離島基準単価}}{1,000}$ (ﾊ) 1キロリットル当たりの離島平均燃料価格が離島調整上限燃料価格を上回る場合 離島平均燃料価格は，離島調整上限燃料価格といたします。 離島ユニバーサルサービス調整単価 ＝(離島調整上限燃料価格－離島基準燃料価格）× $\frac{\text{(2)の離島基準単価}}{1,000}$ ホ　離島ユニバーサルサービス調整単価の適用 各離島平均燃料価格算定期間の離島平均燃料価格によって算定された離島ユ

託送供給等約款　新旧比較表

託送供給等約款　2024年10月1日実施

ニバーサルサービス調整単価は，その離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間に使用される接続供給に係る電気に適用いたします。

(ｲ) 各離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間は，(ﾛ)，(ﾊ)および(ﾆ)の場合を除き，次のとおりといたします。

離島平均燃料価格算定期間	離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間
毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の5月の検針日から6月の検針日の前日までの期間
毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の6月の検針日から7月の検針日の前日までの期間
毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の7月の検針日から8月の検針日の前日までの期間
毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の8月の検針日から9月の検針日の前日までの期間
毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の9月の検針日から10月の検針日の前日までの期間
毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の10月の検針日から11月の検針日の前日までの期間
毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の11月の検針日から12月の検針日の前日までの期間
毎年8月1日から10月31日までの期間	その年の12月の検針日から翌年の1月の検針日の前日までの期間
毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の1月の検針日から2月の検針日の前日までの期間
毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の2月の検針日から3月の検針日の前日までの期間
毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の3月の検針日から4月の検針日の前日までの期間
毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は，翌年の2月29日までの期間）	翌年の4月の検針日から5月の検針日の前日までの期間

(ﾛ) 記録型計量器により計量する場合で，当社があらかじめ契約者に計量日をお知らせしたときは，(ﾆ)の場合を除き，その供給地点の各離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間は，(ｲ)に準ずるものといたします。この場合，(ｲ)にいう検針日は，計量日といたします。

(ﾊ) 定額接続送電サービスの場合は，各離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間は，(ｲ)に準ずるものといたします。この場合，(ｲ)にいう検針日は，その供給地点の属する検針区域の検針日といたします。ただし，電灯臨時定額接続送電サービスおよび動力臨時定額接続送電サービスの適用を受け，料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間，または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合は，(ｲ)にいう検針日は，応当日といたします。

(ﾆ) 検針日が毎月初日の需要者に係る供給地点については，各離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間は，(ｲ)に準ずるものといたします。この場合，(ｲ)にいう各月の検針日は，その月の翌月

託送供給等約款　2025年4月1日実施

ニバーサルサービス調整単価は，その離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間に使用される接続供給に係る電気に適用いたします。

(ｲ) 各離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間は，(ﾛ)，(ﾊ)および(ﾆ)の場合を除き，次のとおりといたします。

離島平均燃料価格算定期間	離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間
毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の5月の検針日から6月の検針日の前日までの期間
毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の6月の検針日から7月の検針日の前日までの期間
毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の7月の検針日から8月の検針日の前日までの期間
毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の8月の検針日から9月の検針日の前日までの期間
毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の9月の検針日から10月の検針日の前日までの期間
毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の10月の検針日から11月の検針日の前日までの期間
毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の11月の検針日から12月の検針日の前日までの期間
毎年8月1日から10月31日までの期間	その年の12月の検針日から翌年の1月の検針日の前日までの期間
毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の1月の検針日から2月の検針日の前日までの期間
毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の2月の検針日から3月の検針日の前日までの期間
毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の3月の検針日から4月の検針日の前日までの期間
毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は，翌年の2月29日までの期間）	翌年の4月の検針日から5月の検針日の前日までの期間

(ﾛ) 記録型計量器により計量する場合で，当社があらかじめ契約者に計量日をお知らせしたときは，(ﾆ)の場合を除き，その供給地点の各離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間は，(ｲ)に準ずるものといたします。この場合，(ｲ)にいう検針日は，計量日といたします。

(ﾊ) 定額接続送電サービスの場合は，各離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間は，(ｲ)に準ずるものといたします。この場合，(ｲ)にいう検針日は，その供給地点の属する検針区域の検針日といたします。ただし，電灯臨時定額接続送電サービスおよび動力臨時定額接続送電サービスの適用を受け，料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間，または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合は，(ｲ)にいう検針日は，応当日といたします。

(ﾆ) 検針日が毎月初日の需要者に係る供給地点については，各離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間は，(ｲ)に準ずるものといたします。この場合，(ｲ)にいう各月の検針日は，その月の翌月

託送供給等約款　新旧比較表

<table>
<tr>
<th>託送供給等約款　2024 年 10 月 1 日実施</th>
<th>託送供給等約款　2025 年 4 月 1 日実施</th>
</tr>
<tr>
<td>
の初日といたします。
ヘ　離島ユニバーサルサービス調整額
(ｲ) 定額制供給の場合
a　電灯定額接続送電サービス
離島ユニバーサルサービス調整額は，ニによって算定された各契約負荷設備ごとの離島ユニバーサルサービス調整単価の合計といたします。
b　電灯臨時定額接続送電サービスおよび動力臨時定額接続送電サービス
離島ユニバーサルサービス調整額は，ニによって算定された各臨時接続送電サービスごとの離島ユニバーサルサービス調整単価といたします。
(ﾛ) 従量制供給の場合
離島ユニバーサルサービス調整額は，その 1 月の接続供給電力量にニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価を適用して算定いたします。
(2) 離島基準単価
離島基準単価は，離島平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値といたします。
イ　定額制供給の場合
(ｲ) 電灯定額接続送電サービス
離島基準単価は,各契約負荷設備ごとに 1 月につき次のとおりといたします。
<table>
<tr><td rowspan="6">電灯</td><td>10 ワットまでの 1 灯につき</td><td>4 厘</td></tr>
<tr><td>10 ワットをこえ 20 ワットまでの 1 灯につき</td><td>9 厘</td></tr>
<tr><td>20 ワットをこえ 40 ワットまでの 1 灯につき</td><td>1 銭 8 厘</td></tr>
<tr><td>40 ワットをこえ 60 ワットまでの 1 灯につき</td><td>2 銭 5 厘</td></tr>
<tr><td>60 ワットをこえ 100 ワットまでの 1 灯につき</td><td>4 銭 3 厘</td></tr>
<tr><td>100 ワットをこえる 1 灯につき 100 ワットまでごとに</td><td>4 銭 3 厘</td></tr>
<tr><td rowspan="3">小型機器</td><td>50 ボルトアンペアまでの 1 機器につき</td><td>1 銭 3 厘</td></tr>
<tr><td>50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペアまでの 1 機器につき</td><td>2 銭 5 厘</td></tr>
<tr><td>100 ボルトアンペアをこえる 1 機器につき 100 ボルトアンペアまでごとに</td><td>2 銭 5 厘</td></tr>
</table>
(ﾛ) 電灯臨時定額接続送電サービス
離島基準単価は，契約負荷設備の総容量（入力）によって，1 日につき次のとおりといたします。
<table>
<tr><td>総容量が 50 ボルトアンペアまでの場合</td><td>0 厘</td></tr>
<tr><td>総容量が 50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペアまでの場合</td><td>1 厘</td></tr>
<tr><td>総容量が 100 ボルトアンペアをこえ 500 ボルトアンペアまでの場合
100 ボルトアンペアまでごとに</td><td>1 厘</td></tr>
<tr><td>総容量が 500 ボルトアンペアをこえ 1 キロボルトアンペアまでの場合</td><td>7 厘</td></tr>
<tr><td>総容量が 1 キロボルトアンペアをこえ 3 キロボルトアンペアまでの場合
1 キロボルトアンペアまでごとに</td><td>7 厘</td></tr>
</table>
(ﾊ) 動力臨時定額接続送電サービス
離島基準単価は，次のとおりといたします。ただし，臨時接続送電サービス契約電力が 0.5 キロワットの場合の離島基準単価は，臨時接続送電サービス契約電力が 1 キロワットの場合の離島基準単価の半額といたします。
<table>
<tr><td>臨時接続送電サービス契約電力 1 キロワット 1 日につき</td><td>8 厘</td></tr>
</table>
ロ　従量制供給の場合
離島基準単価は，次のとおりといたします。
<table>
<tr><td>1 キロワット時につき</td><td>1 厘</td></tr>
</table>
</td>
<td>
の初日といたします。
ヘ　離島ユニバーサルサービス調整額
(ｲ) 定額制供給の場合
a　電灯定額接続送電サービス
離島ユニバーサルサービス調整額は，ニによって算定された各契約負荷設備ごとの離島ユニバーサルサービス調整単価の合計といたします。
b　電灯臨時定額接続送電サービスおよび動力臨時定額接続送電サービス
離島ユニバーサルサービス調整額は，ニによって算定された各臨時接続送電サービスごとの離島ユニバーサルサービス調整単価といたします。
(ﾛ) 従量制供給の場合
離島ユニバーサルサービス調整額は，その 1 月の接続供給電力量にニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価を適用して算定いたします。
(2) 離島基準単価
離島基準単価は，離島平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値といたします。
イ　定額制供給の場合
(ｲ) 電灯定額接続送電サービス
離島基準単価は,各契約負荷設備ごとに 1 月につき次のとおりといたします。
<table>
<tr><td rowspan="6">電灯</td><td>10 ワットまでの 1 灯につき</td><td>4 厘</td></tr>
<tr><td>10 ワットをこえ 20 ワットまでの 1 灯につき</td><td>9 厘</td></tr>
<tr><td>20 ワットをこえ 40 ワットまでの 1 灯につき</td><td>1 銭 8 厘</td></tr>
<tr><td>40 ワットをこえ 60 ワットまでの 1 灯につき</td><td>2 銭 5 厘</td></tr>
<tr><td>60 ワットをこえ 100 ワットまでの 1 灯につき</td><td>4 銭 3 厘</td></tr>
<tr><td>100 ワットをこえる 1 灯につき 100 ワットまでごとに</td><td>4 銭 3 厘</td></tr>
<tr><td rowspan="3">小型機器</td><td>50 ボルトアンペアまでの 1 機器につき</td><td>1 銭 3 厘</td></tr>
<tr><td>50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペアまでの 1 機器につき</td><td>2 銭 5 厘</td></tr>
<tr><td>100 ボルトアンペアをこえる 1 機器につき 100 ボルトアンペアまでごとに</td><td>2 銭 5 厘</td></tr>
</table>
(ﾛ) 電灯臨時定額接続送電サービス
離島基準単価は，契約負荷設備の総容量（入力）によって，1 日につき次のとおりといたします。
<table>
<tr><td>総容量が 50 ボルトアンペアまでの場合</td><td>0 厘</td></tr>
<tr><td>総容量が 50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペアまでの場合</td><td>1 厘</td></tr>
<tr><td>総容量が 100 ボルトアンペアをこえ 500 ボルトアンペアまでの場合
100 ボルトアンペアまでごとに</td><td>1 厘</td></tr>
<tr><td>総容量が 500 ボルトアンペアをこえ 1 キロボルトアンペアまでの場合</td><td>7 厘</td></tr>
<tr><td>総容量が 1 キロボルトアンペアをこえ 3 キロボルトアンペアまでの場合
1 キロボルトアンペアまでごとに</td><td>7 厘</td></tr>
</table>
(ﾊ) 動力臨時定額接続送電サービス
離島基準単価は，次のとおりといたします。ただし，臨時接続送電サービス契約電力が 0.5 キロワットの場合の離島基準単価は，臨時接続送電サービス契約電力が 1 キロワットの場合の離島基準単価の半額といたします。
<table>
<tr><td>臨時接続送電サービス契約電力 1 キロワット 1 日につき</td><td>8 厘</td></tr>
</table>
ロ　従量制供給の場合
離島基準単価は，次のとおりといたします。
<table>
<tr><td>1 キロワット時につき</td><td>1 厘</td></tr>
</table>
</td>
</tr>
</table>

託送供給等約款　新旧比較表

託送供給等約款　2024 年 10 月 1 日実施	託送供給等約款　2025 年 4 月 1 日実施
(3) 離島ユニバーサルサービス調整単価等のお知らせ 当社は，(1)イの各離島平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格および(1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価をインターネットを利用する方法等によりお知らせいたします。	(3) 離島ユニバーサルサービス調整単価等のお知らせ 当社は，(1)イの各離島平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格および(1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価をインターネットを利用する方法等によりお知らせいたします。
6　平均力率の算定 (1) 平均力率は，次の算式によって算定された値といたします。ただし，有効電力量の値が零となる場合の平均力率は，85 パーセントとみなします。 $$\text{平均力率(パーセント)} = \frac{\text{有効電力量}}{\sqrt{(\text{有効電力量})^2 + (\text{無効電力量})^2}} \times 100$$ (2) 有効電力量および無効電力量の計量については，30（計量）に準ずるものといたします。ただし，有効電力量または無効電力量は，30（計量）にかかわらず，当分の間，やむをえない場合には，受電電圧および供給電圧と異なった電圧で計量いたします。この場合，有効電力量または無効電力量は，計量された有効電力量または無効電力量を，受電電圧および供給電圧と同位にするために原則として 3 パーセントの計量損失率によって修正したものといたします。	**6　平均力率の算定** (1) 平均力率は，次の算式によって算定された値といたします。ただし，有効電力量の値が零となる場合の平均力率は，85 パーセントとみなします。 $$\text{平均力率(パーセント)} = \frac{\text{有効電力量}}{\sqrt{(\text{有効電力量})^2 + (\text{無効電力量})^2}} \times 100$$ (2) 有効電力量および無効電力量の計量については，30（計量）に準ずるものといたします。ただし，有効電力量または無効電力量は，30（計量）にかかわらず，当分の間，やむをえない場合には，受電電圧および供給電圧と異なった電圧で計量いたします。この場合，有効電力量または無効電力量は，計量された有効電力量または無効電力量を，受電電圧および供給電圧と同位にするために原則として 3 パーセントの計量損失率によって修正したものといたします。
7　契約負荷設備の総容量の算定 (1) 差込口の数と電気機器の数が異なる場合は，次によって算定された値にもとづき，契約負荷設備の総容量を算定いたします。 イ　電気機器の数が差込口の数を上回る場合 差込口の数に応じた電気機器の総容量（入力）といたします。この場合，最大の入力の電気機器から順次対象といたします。 ロ　電気機器の数が差込口の数を下回る場合 電気機器の総容量（入力）に電気機器の数を上回る差込口の数に応じて次によって算定した値を加えたものといたします。 (ｲ) 住宅，アパート，寮，病院，学校および寺院 1 差込口につき 50 ボルトアンペア (ﾛ) (ｲ)以外の場合 1 差込口につき 100 ボルトアンペア (2) 契約負荷設備の容量を確認できない場合は，同一業種の 1 回路当たりの平均負荷設備容量にもとづき，契約負荷設備の総容量（入力）を算定いたします。	**7　契約負荷設備の総容量の算定** (1) 差込口の数と電気機器の数が異なる場合は，次によって算定された値にもとづき，契約負荷設備の総容量を算定いたします。 イ　電気機器の数が差込口の数を上回る場合 差込口の数に応じた電気機器の総容量（入力）といたします。この場合，最大の入力の電気機器から順次対象といたします。 ロ　電気機器の数が差込口の数を下回る場合 電気機器の総容量（入力）に電気機器の数を上回る差込口の数に応じて次によって算定した値を加えたものといたします。 (ｲ) 住宅，アパート，寮，病院，学校および寺院 1 差込口につき 50 ボルトアンペア (ﾛ) (ｲ)以外の場合 1 差込口につき 100 ボルトアンペア (2) 契約負荷設備の容量を確認できない場合は，同一業種の 1 回路当たりの平均負荷設備容量にもとづき，契約負荷設備の総容量（入力）を算定いたします。
8　発電量調整受電計画電力量，接続対象計画電力量および需要抑制量調整受電計画電力量に関する取扱い (1) 発電量調整受電計画電力量の取扱い 発電量調整受電計画電力量は，原則として，別表 11（発電計画・調達計画・販売計画）に定める当日計画の通知の期限における発電計画といたします。 ただし，発電契約者が通知した販売計画または調達計画が不適当と認められる場合には，当該計画は次に定める値とみなします。 イ　発電契約者が通知した販売計画または調達計画のうち，卸電力取引所への販売分または卸電力取引所からの調達分が卸電力取引所における約定結果と一致しない場合 卸電力取引所における約定結果の値（卸電力取引市場における市場約定後において，電力広域的運営推進機関より約定結果の値の変更に係る通知を受けた場合は，通知を受けた変更後の値といたします。また，約定がない場合は零とみなし	**8　発電量調整受電計画電力量，接続対象計画電力量および需要抑制量調整受電計画電力量に関する取扱い** (1) 発電量調整受電計画電力量の取扱い 発電量調整受電計画電力量は，原則として，別表 11（発電計画・調達計画・販売計画）に定める当日計画の通知の期限における発電計画といたします。 ただし，発電契約者が通知した販売計画または調達計画が不適当と認められる場合には，当該計画は次に定める値とみなします。 イ　発電契約者が通知した販売計画または調達計画のうち，卸電力取引所への販売分または卸電力取引所からの調達分が卸電力取引所における約定結果と一致しない場合 卸電力取引所における約定結果の値（卸電力取引市場における市場約定後において，電力広域的運営推進機関より約定結果の値の変更に係る通知を受けた場合は，通知を受けた変更後の値といたします。また，約定がない場合は零とみなし

託送供給等約款　新旧比較表

託送供給等約款　2024 年 10 月 1 日実施	託送供給等約款　2025 年 4 月 1 日実施
ます。） ロ　発電契約者が通知した販売計画または調達計画のうち，イ以外の分が取引相手の対応する計画と一致しない場合 発電契約者の販売計画または調達計画と取引相手の対応する計画とのうちいずれか小さい値（取引相手の対応する計画がない場合は零とみなします。） なお，当日計画の通知の期限において発電契約者が通知した発電計画と調達計画の合計値が販売計画と一致しない場合，販売計画から調達計画を差し引いた値を当日計画の通知の期限における発電計画とみなします（以下「みなし発電計画」といいます。）。 この場合の発電バランシンググループごとの発電計画は，30 分ごとに次の算式により得られた値とみなします。 発電バランシンググループごとの発電計画 ＝みなし発電計画の値 ×当日計画の通知の期限における発電バランシンググループごとの発電計画の値／当日計画の通知の期限における発電計画の値 (2) 接続対象計画電力量の取扱い 接続対象計画電力量は，原則として，別表 10（需要計画・調達計画・販売計画）に定める当日計画の通知の期限における需要想定値といたします。 ただし，契約者が通知した調達計画または販売計画が不適当と認められる場合には，当該計画は次に定める値とみなします。 イ　契約者が通知した調達計画または販売計画のうち，卸電力取引所への販売分または卸電力取引所からの調達分が卸電力取引所における約定結果と一致しない場合 卸電力取引所における約定結果の値（卸電力取引市場における市場約定後において，電力広域的運営推進機関より約定結果の値の変更に係る通知を受けた場合は，通知を受けた変更後の値といたします。また，約定がない場合は零とみなします。） ロ　契約者が通知した調達計画または販売計画のうち，イ以外の分が取引相手の対応する計画と一致しない場合 契約者の調達計画または販売計画と取引相手の対応する計画とのうちいずれか小さい値（取引相手の対応する計画がない場合は零とみなします。） なお，当日計画の通知の期限において契約者が通知した需要想定値と需要想定値に対する取引計画が一致しない場合，調達計画から販売計画を差し引いた値を当日計画の通知の期限における需要想定値とみなします。 (3) 需要抑制量調整受電計画電力量の取扱い イ　需要抑制量調整受電計画電力量は，原則として，別表 12（需要抑制計画・調達計画・販売計画・ベースライン）に定める当日計画の通知の期限における需要抑制計画といたします。 ただし，需要抑制契約者が通知した調達計画または販売計画が不適当と認められる場合には，当該計画は次に定める値とみなします。 (ｲ) 需要抑制契約者が通知した調達計画または販売計画のうち，卸電力取引所への販売分または卸電力取引所からの調達分が卸電力取引所における約定結果と一致しない場合 卸電力取引所における約定結果の値（卸電力取引市場における市場約定後において，電力広域的運営推進機関より約定結果の値の変更に係る通知を受けた	ます。） ロ　発電契約者が通知した販売計画または調達計画のうち，イ以外の分が取引相手の対応する計画と一致しない場合 発電契約者の販売計画または調達計画と取引相手の対応する計画とのうちいずれか小さい値（取引相手の対応する計画がない場合は零とみなします。） なお，当日計画の通知の期限において発電契約者が通知した発電計画と調達計画の合計値が販売計画と一致しない場合，販売計画から調達計画を差し引いた値を当日計画の通知の期限における発電計画とみなします（以下「みなし発電計画」といいます。）。 この場合の発電バランシンググループごとの発電計画は，30 分ごとに次の算式により得られた値とみなします。 発電バランシンググループごとの発電計画 ＝みなし発電計画の値 ×当日計画の通知の期限における発電バランシンググループごとの発電計画の値／当日計画の通知の期限における発電計画の値 (2) 接続対象計画電力量の取扱い 接続対象計画電力量は，原則として，別表 10（需要計画・調達計画・販売計画）に定める当日計画の通知の期限における需要想定値といたします。 ただし，契約者が通知した調達計画または販売計画が不適当と認められる場合には，当該計画は次に定める値とみなします。 イ　契約者が通知した調達計画または販売計画のうち，卸電力取引所への販売分または卸電力取引所からの調達分が卸電力取引所における約定結果と一致しない場合 卸電力取引所における約定結果の値（卸電力取引市場における市場約定後において，電力広域的運営推進機関より約定結果の値の変更に係る通知を受けた場合は，通知を受けた変更後の値といたします。また，約定がない場合は零とみなします。） ロ　契約者が通知した調達計画または販売計画のうち，イ以外の分が取引相手の対応する計画と一致しない場合 契約者の調達計画または販売計画と取引相手の対応する計画とのうちいずれか小さい値（取引相手の対応する計画がない場合は零とみなします。） なお，当日計画の通知の期限において契約者が通知した需要想定値と需要想定値に対する取引計画が一致しない場合，調達計画から販売計画を差し引いた値を当日計画の通知の期限における需要想定値とみなします。 (3) 需要抑制量調整受電計画電力量の取扱い イ　需要抑制量調整受電計画電力量は，原則として，別表 12（需要抑制計画・調達計画・販売計画・ベースライン）に定める当日計画の通知の期限における需要抑制計画といたします。 ただし，需要抑制契約者が通知した調達計画または販売計画が不適当と認められる場合には，当該計画は次に定める値とみなします。 (ｲ) 需要抑制契約者が通知した調達計画または販売計画のうち，卸電力取引所への販売分または卸電力取引所からの調達分が卸電力取引所における約定結果と一致しない場合 卸電力取引所における約定結果の値（卸電力取引市場における市場約定後において，電力広域的運営推進機関より約定結果の値の変更に係る通知を受けた

託送供給等約款　新旧比較表

<table>
<tr><th>託送供給等約款　2024 年 10 月 1 日実施</th><th>託送供給等約款　2025 年 4 月 1 日実施</th></tr>
<tr><td>場合は，通知を受けた変更後の値といたします。また，約定がない場合は零とみなします。）
(ﾛ) 需要抑制契約者が通知した調達計画または販売計画のうち，(ｲ)以外の分が取引相手の対応する計画と一致しない場合
需要抑制契約者の調達計画または販売計画と取引相手の対応する計画とのうちいずれか小さい値（取引相手の対応する計画がない場合は零とみなします。）
ロ　需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量または需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量の算定上，次の(ｲ)または(ﾛ)に該当する場合は，次に定める値を需要抑制計画とみなします（以下「みなし需要抑制計画」といいます。）。この場合，みなし需要抑制計画が負となるときの 31（電力および電力量の算定）(14)イ(ﾛ)および(ﾊ)の需要抑制量調整受電計画電力量は，当日計画の通知の期限における需要抑制計画といたします。
なお，需要抑制契約者が複数の需要抑制バランシンググループを設定される場合の需要抑制バランシンググループごとのみなし需要抑制計画は，30 分ごとに次の算式により得られた値といたします。

需要抑制バランシンググループごとのみなし需要抑制計画
＝みなし需要抑制計画の値
×当日計画の通知の期限における需要抑制バランシンググループごとの需要抑制計画の値／当日計画の通知の期限における需要抑制計画の合計値

(ｲ) 需要抑制契約者が通知した販売計画（イにより変更した場合は変更後の値といたします。）が調達計画（イにより変更した場合は変更後の値といたします。）を上回った場合
販売計画と調達計画の差を需要抑制計画の合計値に加えた値
(ﾛ) 需要抑制契約者が通知した販売計画（イにより変更した場合は変更後の値といたします。）が調達計画（イにより変更した場合は変更後の値といたします。）を下回った場合
販売計画と調達計画の差を需要抑制計画の合計値から減じた値</td><td>場合は，通知を受けた変更後の値といたします。また，約定がない場合は零とみなします。）
(ﾛ) 需要抑制契約者が通知した調達計画または販売計画のうち，(ｲ)以外の分が取引相手の対応する計画と一致しない場合
需要抑制契約者の調達計画または販売計画と取引相手の対応する計画とのうちいずれか小さい値（取引相手の対応する計画がない場合は零とみなします。）
ロ　需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量または需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量の算定上，次の(ｲ)または(ﾛ)に該当する場合は，次に定める値を需要抑制計画とみなします（以下「みなし需要抑制計画」といいます。）。この場合，みなし需要抑制計画が負となるときの 31（電力および電力量の算定）(14)イ(ﾛ)および(ﾊ)の需要抑制量調整受電計画電力量は，当日計画の通知の期限における需要抑制計画といたします。
なお，需要抑制契約者が複数の需要抑制バランシンググループを設定される場合の需要抑制バランシンググループごとのみなし需要抑制計画は，30 分ごとに次の算式により得られた値といたします。

需要抑制バランシンググループごとのみなし需要抑制計画
＝みなし需要抑制計画の値
×当日計画の通知の期限における需要抑制バランシンググループごとの需要抑制計画の値／当日計画の通知の期限における需要抑制計画の合計値

(ｲ) 需要抑制契約者が通知した販売計画（イにより変更した場合は変更後の値といたします。）が調達計画（イにより変更した場合は変更後の値といたします。）を上回った場合
販売計画と調達計画の差を需要抑制計画の合計値に加えた値
(ﾛ) 需要抑制契約者が通知した販売計画（イにより変更した場合は変更後の値といたします。）が調達計画（イにより変更した場合は変更後の値といたします。）を下回った場合
販売計画と調達計画の差を需要抑制計画の合計値から減じた値</td></tr>
<tr><td>9　電力量の協定
電力量を協議によって定める場合の基準は，原則として次によります。
(1) 定額制供給の場合の接続供給電力量
イ　接続供給電力量の算定式
その 1 月の接続供給電力量は，接続送電サービスまたは臨時接続送電サービスに応じて次により算定いたします。ただし，33（料金の算定）(1)イ，ロ，ニ，ホまたはへの場合は，接続送電サービスまたは臨時接続送電サービスに応じて次により算定した値を当月の料金の算定期間の日数で除し，協定の対象となる期間（以下「協定期間」といいます。）の日数を乗じた値といたします。
<table>
<tr><td rowspan="4">電灯定額接続送電サービス</td><td rowspan="4">電灯である契約負荷設備</td><td>10 ワットまでの 1 灯につき</td><td>10 ワット×ロに定める月別使用時間</td></tr>
<tr><td>10 ワットをこえ 20 ワットまでの 1 灯につき</td><td>20 ワット×ロに定める月別使用時間</td></tr>
<tr><td>20 ワットをこえ 40 ワットまでの 1 灯につき</td><td>40 ワット×ロに定める月別使用時間</td></tr>
<tr><td>40 ワットをこえ 60 ワットま</td><td>60 ワット×ロに定める</td></tr>
</table></td><td>9　電力量の協定
電力量を協議によって定める場合の基準は，原則として次によります。
(1) 定額制供給の場合の接続供給電力量
イ　接続供給電力量の算定式
その 1 月の接続供給電力量は，接続送電サービスまたは臨時接続送電サービスに応じて次により算定いたします。ただし，33（料金の算定）(1)イ，ロ，ニ，ホまたはへの場合は，接続送電サービスまたは臨時接続送電サービスに応じて次により算定した値を当月の料金の算定期間の日数で除し，協定の対象となる期間（以下「協定期間」といいます。）の日数を乗じた値といたします。
<table>
<tr><td rowspan="4">電灯定額接続送電サービス</td><td rowspan="4">電灯である契約負荷設備</td><td>10 ワットまでの 1 灯につき</td><td>10 ワット×ロに定める月別使用時間</td></tr>
<tr><td>10 ワットをこえ 20 ワットまでの 1 灯につき</td><td>20 ワット×ロに定める月別使用時間</td></tr>
<tr><td>20 ワットをこえ 40 ワットまでの 1 灯につき</td><td>40 ワット×ロに定める月別使用時間</td></tr>
<tr><td>40 ワットをこえ 60 ワットま</td><td>60 ワット×ロに定める</td></tr>
</table></td></tr>
</table>

託送供給等約款　新旧比較表

託送供給等約款　2024 年 10 月 1 日実施			
		での 1 灯につき	月別使用時間
		60 ワットをこえ 100 ワットまでの 1 灯につき	100 ワット×ロに定める月別使用時間
		100 ワットをこえる 1 灯につき 100 ワットまでごとに	100 ワット×ロに定める月別使用時間
	小型機器である契約負荷設備 1 機器につき		20 キロワット時
電灯臨時定額接続送電サービス			契約灯個数×40 キロワット時
動力臨時定額接続送電サービス			契約電力×200 時間

ロ　月別使用時間

月別使用時間は，計算月ごとに下表のとおりといたします。

計算月	1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月
月別使用時間	472	469	401	410	362	342
計算月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月
月別使用時間	312	326	348	368	416	435

ただし，閏年となる場合における 3 月の月別使用時間は，上表にかかわらず，415 時間といたします。

(2) 従量制供給の場合の接続供給電力量

イ　過去の接続供給電力量による場合

次のいずれかによって算定いたします。ただし，協定期間または過去の電力量が計量された料金の算定期間に契約電力，契約電流または契約容量の変更があった場合は，料金の計算上区分すべき期間の日数に契約電力，契約電流または契約容量を乗じた値の比率を勘案して算定いたします。

(ｲ) 前月または前年同月の接続供給電力量による場合

$$\frac{\text{前月または前年同月の接続供給電力量}}{\text{前月または前年同月の料金の算定期間の日数}} \times \text{協定期間の日数}$$

(ﾛ) 前 3 月間の接続供給電力量による場合

$$\frac{\text{前 3 月間の接続供給電力量}}{\text{前 3 月間の料金の算定期間の日数}} \times \text{協定期間の日数}$$

ロ　使用された負荷設備の容量と使用時間による場合

使用された負荷設備の容量（入力）にそれぞれの使用時間を乗じてえた値を合計した値といたします。

ハ　取替後の計量器によって計量された期間の日数が 10 日以上である場合で，取替後の計量器によって計量された接続供給電力量によるとき。

$$\frac{\text{取替後の計量器によって計量された接続供給電力量}}{\text{取替後の計量器によって計量された期間の日数}} \times \text{協定期間の日数}$$

ニ　参考のために取り付けた計量器の計量による場合

参考のために取り付けた計量器によって計量された接続供給電力量といたします。

託送供給等約款　2025 年 4 月 1 日実施			
		での 1 灯につき	月別使用時間
		60 ワットをこえ 100 ワットまでの 1 灯につき	100 ワット×ロに定める月別使用時間
		100 ワットをこえる 1 灯につき 100 ワットまでごとに	100 ワット×ロに定める月別使用時間
	小型機器である契約負荷設備 1 機器につき		20 キロワット時
電灯臨時定額接続送電サービス			契約灯個数×40 キロワット時
動力臨時定額接続送電サービス			契約電力×200 時間

ロ　月別使用時間

月別使用時間は，計算月ごとに下表のとおりといたします。

計算月	1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月
月別使用時間	472	469	401	410	362	342
計算月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月
月別使用時間	312	326	348	368	416	435

ただし，閏年となる場合における 3 月の月別使用時間は，上表にかかわらず，415 時間といたします。

(2) 従量制供給の場合の接続供給電力量

イ　過去の接続供給電力量による場合

次のいずれかによって算定いたします。ただし，協定期間または過去の電力量が計量された料金の算定期間に契約電力，契約電流または契約容量の変更があった場合は，料金の計算上区分すべき期間の日数に契約電力，契約電流または契約容量を乗じた値の比率を勘案して算定いたします。

(ｲ) 前月または前年同月の接続供給電力量による場合

$$\frac{\text{前月または前年同月の接続供給電力量}}{\text{前月または前年同月の料金の算定期間の日数}} \times \text{協定期間の日数}$$

(ﾛ) 前 3 月間の接続供給電力量による場合

$$\frac{\text{前 3 月間の接続供給電力量}}{\text{前 3 月間の料金の算定期間の日数}} \times \text{協定期間の日数}$$

ロ　使用された負荷設備の容量と使用時間による場合

使用された負荷設備の容量（入力）にそれぞれの使用時間を乗じてえた値を合計した値といたします。

ハ　取替後の計量器によって計量された期間の日数が 10 日以上である場合で，取替後の計量器によって計量された接続供給電力量によるとき。

$$\frac{\text{取替後の計量器によって計量された接続供給電力量}}{\text{取替後の計量器によって計量された期間の日数}} \times \text{協定期間の日数}$$

ニ　参考のために取り付けた計量器の計量による場合

参考のために取り付けた計量器によって計量された接続供給電力量といたします。

託送供給等約款　新旧比較表

<table>
<tr><th>託送供給等約款　2024年10月1日実施</th><th>託送供給等約款　2025年4月1日実施</th></tr>
<tr><td>なお，この場合の計量器の取付けは，63（計量器等の取付け）に準ずるものといたします。
ホ　公差をこえる誤差により修正する場合

$\frac{\text{計量電力量}}{\text{100パーセント＋(±誤差率)}}$

なお，公差をこえる誤差の発生時期が確認できない場合は，次の月以降の接続供給電力量を対象として協定いたします。
(ｲ) 契約者の申出により測定したときは，申出の日の属する月
(ﾛ) 当社が発見して測定したときは，発見の日の属する月
(3) (1)または(2)によって接続供給電力量を定める場合，協定期間の30分ごとの接続供給電力量は，協定期間の接続供給電力量を協定期間における30分ごとの接続供給電力量として均等に配分してえられる値といたします。
ただし，(2)によって接続供給電力量を定める場合で，協定期間の接続供給電力量を計量器の時間帯区分ごとに定めるときは，協定期間における各時間帯区分ごとの接続供給電力量をそれぞれの時間帯区分の30分ごとの接続供給電力量として均等に配分してえられる値といたします。
(4) 発電量調整受電電力量の協定については，(2)および(3)に準ずるものといたします。</td><td>なお，この場合の計量器の取付けは，63（計量器等の取付け）に準ずるものといたします。
ホ　公差をこえる誤差により修正する場合

$\frac{\text{計量電力量}}{\text{100パーセント＋(±誤差率)}}$

なお，公差をこえる誤差の発生時期が確認できない場合は，次の月以降の接続供給電力量を対象として協定いたします。
(ｲ) 契約者の申出により測定したときは，申出の日の属する月
(ﾛ) 当社が発見して測定したときは，発見の日の属する月
(3) (1)または(2)によって接続供給電力量を定める場合，協定期間の30分ごとの接続供給電力量は，協定期間の接続供給電力量を協定期間における30分ごとの接続供給電力量として均等に配分してえられる値といたします。
ただし，(2)によって接続供給電力量を定める場合で，協定期間の接続供給電力量を計量器の時間帯区分ごとに定めるときは，協定期間における各時間帯区分ごとの接続供給電力量をそれぞれの時間帯区分の30分ごとの接続供給電力量として均等に配分してえられる値といたします。
(4) 発電量調整受電電力量の協定については，(2)および(3)に準ずるものといたします。</td></tr>
<tr><td>10　需要計画・調達計画・販売計画
需要計画・調達計画・販売計画の通知の期限および通知の内容は次のとおりといたします。
<table><tr><th colspan="2">対象期間</th><th>年間計画（第1年度，第2年度）</th><th>月間計画（翌月，翌々月）</th><th>週間計画（翌週，翌々週）</th><th>翌々日計画</th><th>翌日計画</th><th>当日計画</th></tr><tr><td colspan="2">通知の期限</td><td>毎年10月31日</td><td>毎月1日</td><td>毎週水曜日午前10時</td><td>毎日
午前10時</td><td>毎日午前12時</td><td>30分ごとの実需給の開始時刻の1時間前</td></tr><tr><td rowspan="2">通知の内容</td><td>需要想定値</td><td>各月の平日および休日の接続対象電力の最大値および最小値</td><td>各週の平日および休日の接続対象電力の最大値および最小値</td><td>電力広域的運営推進機関が指定する時刻の日ごとの接続対象電力</td><td colspan="3">~~週間計画と同一の時刻の接続対象電力~~
30分ごとの接続対象電力量</td></tr></table></td><td>10　需要計画・調達計画・販売計画
需要計画・調達計画・販売計画の通知の期限および通知の内容は次のとおりといたします。
<table><tr><th colspan="2">対象期間</th><th>年間計画（第1年度，第2年度）</th><th>月間計画（翌月，翌々月）</th><th>週間計画（翌週，翌々週）</th><th>翌々日計画</th><th>翌日計画</th><th>当日計画</th></tr><tr><td colspan="2">通知の期限</td><td>毎年10月31日</td><td>毎月1日</td><td>毎週水曜日午前10時</td><td>毎日
午前10時</td><td>毎日午前12時</td><td>30分ごとの実需給の開始時刻の1時間前</td></tr><tr><td rowspan="2">通知の内容</td><td>需要想定値</td><td>各月の平日および休日の接続対象電力の最大値および最小値</td><td>各週の平日および休日の接続対象電力の最大値および最小値</td><td>電力広域的運営推進機関が指定する時刻の日ごとの接続対象電力</td><td colspan="3">30分ごとの接続対象電力量</td></tr></table></td></tr>
</table>

託送供給等約款　新旧比較表

<table>
<tr><th colspan="3">託送供給等約款　2024 年 10 月 1 日実施</th><th colspan="3">託送供給等約款　2025 年 4 月 1 日実施</th></tr>
<tr><td rowspan="2"></td><td rowspan="2">需要想定値に対する調達計画・販売計画</td><td>各月の平日および休日の接続対象電力の最大値および最小値に対する発電契約者，契約者または需要抑制契約者毎の調達分および販売分の計画値
各週の平日および休日の接続対象電力の最大値および最小値に対する発電契約者，契約者または需要抑制契約者毎の調達分および販売分の計画値
電力広域的運営推進機関が指定する時刻の日ごとの接続対象電力に対する発電契約者，契約者または需要抑制契約者毎の調達分および販売分の計画値
<s>週間計画と同一の時刻の接続対象電力に対する発電契約者，契約者または需要抑制契約者ごとの調達分および販売分の計画値</s></td><td>30 分ごとの接続対象電力量に対する発電契約者，契約者または需要抑制契約者毎の調達分および販売分の計画値</td><td rowspan="2"></td><td rowspan="2">需要想定値に対する調達計画・販売計画</td><td>各月の平日および休日の接続対象電力の最大値および最小値に対する発電契約者，契約者または需要抑制契約者毎の調達分および販売分の計画値
各週の平日および休日の接続対象電力の最大値および最小値に対する発電契約者，契約者または需要抑制契約者毎の調達分および販売分の計画値
電力広域的運営推進機関が指定する時刻の日ごとの接続対象電力に対する発電契約者，契約者または需要抑制契約者毎の調達分および販売分の計画値</td><td>30 分ごとの接続対象電力量に対する発電契約者，契約者または需要抑制契約者毎の調達分および販売分の計画値</td></tr>
<tr><td>供給力未調達分の計画値
（自己等への電気の供給を行なう場合を除きます。）</td><td>－</td><td>供給力未調達分の計画値
（自己等への電気の供給を行なう場合を除きます。）</td><td>－</td></tr>
</table>

（注 1）需要計画・調達計画・販売計画は，当社所定の様式により提出していただきます。
（注 2）年度とは，4 月 1 日から翌年の 3 月 31 日までの期間といたします。
（注 3）当社が供給区域の詳細な需給状況を把握する必要がある場合は，より詳細な断面を提出していただく場合があります。
（注 4）<s>翌々日</s>計画以前において，連系線の利用に係る調達計画および販売計画がある場合には，当該利用に係る調達分ごとの計画値および当該利用に係る販売分ごとの計画値を提出していただきます。

（注 1）需要計画・調達計画・販売計画は，当社所定の様式により提出していただきます。
（注 2）年度とは，4 月 1 日から翌年の 3 月 31 日までの期間といたします。
（注 3）当社が供給区域の詳細な需給状況を把握する必要がある場合は，より詳細な断面を提出していただく場合があります。
（注 4）週間計画以前において，連系線の利用に係る調達計画および販売計画がある場合には，当該利用に係る調達分ごとの計画値および当該利用に係る販売分ごとの計画値を提出していただきます。

11　発電計画・調達計画・販売計画

発電計画・調達計画・販売計画の通知の期限および通知の内容は次のとおりといたします。

<table>
<tr><th colspan="2">対象期間</th><th>年間計画（第 1 年度，第 2 年度）</th><th>月間計画（翌月，翌々月）</th><th>週間計画（翌週，翌々週）</th><th>翌々日計画</th><th>翌日計画</th><th>当日計画</th></tr>
<tr><td colspan="2">通知の期限</td><td>毎年 10 月 31 日</td><td>毎月 1 日</td><td>毎週水曜日午前 10 時</td><td>毎日午前 10 時</td><td>毎日午前 12 時</td><td>原則として 30 分ごとの実需給の開始時刻の 1 時間前</td></tr>
<tr><td rowspan="2">通知の内容</td><td>発電計画</td><td>各月の平日および休日の発電量調整受電電力の最大値および最小値</td><td>各週の平日および休日の発電量調整受電電力の最大値および最小値</td><td>電力広域的運営推進機関が指定する時刻の日ごとの発電量調整受電電力</td><td><s>週間計画と同一の時刻の発電量調整受電電力</s></td><td colspan="2">30 分ごとの発電量調整受電電力量</td></tr>
</table>

11　発電計画・調達計画・販売計画

発電計画・調達計画・販売計画の通知の期限および通知の内容は次のとおりといたします。

<table>
<tr><th colspan="2">対象期間</th><th>年間計画（第 1 年度，第 2 年度）</th><th>月間計画（翌月，翌々月）</th><th>週間計画（翌週，翌々週）</th><th>翌々日計画</th><th>翌日計画</th><th>当日計画</th></tr>
<tr><td colspan="2">通知の期限</td><td>毎年 10 月 31 日</td><td>毎月 1 日</td><td>毎週水曜日午前 10 時</td><td>毎日
午前 10 時</td><td>毎日午前 12 時</td><td>原則として 30 分ごとの実需給の開始時刻の 1 時間前</td></tr>
<tr><td rowspan="2">通知の内容</td><td>発電計画</td><td>各月の平日および休日の発電量調整受電電力の最大値および最小値</td><td>各週の平日および休日の発電量調整受電電力の最大値および最小値</td><td>電力広域的運営推進機関が指定する時刻の日ごとの発電量調整受電電力</td><td colspan="3">30 分ごとの発電量調整受電電力量</td></tr>
</table>

託送供給等約款　新旧比較表

<table>
<tr><th>託送供給等約款　2024 年 10 月 1 日実施</th><th>託送供給等約款　2025 年 4 月 1 日実施</th></tr>
<tr><td>
<table>
<tr><td rowspan="2">調達計画・販売計画</td><td>各月の平日および休日の発電量調整受電電力の最大値および最小値に対する契約者，発電契約者または需要抑制契約者毎の調達分および販売分の計画値</td><td>各週の平日および休日の発電量調整受電電力の最大値および最小値に対する契約者，発電契約者または需要抑制契約者毎の調達分および販売分の計画値</td><td>電力広域的運営推進機関が指定する時刻の日ごとの発電量調整受電電力に対する契約者，発電契約者または需要抑制契約者毎の調達分および販売分の計画値</td><td>~~週間計画と同一の時刻の発電量調整受電電力に対する契約者，発電契約者または需要抑制契約者ごとの調達分および販売分の計画値~~</td><td>30 分ごとの発電量調整受電電力量に対する契約者，発電契約者または需要抑制契約者毎の調達分および販売分の計画値</td></tr>
<tr><td>発電設備等の停止計画</td><td colspan="2">作業の開始日時，作業の終了日時，停止内容，その他必要な項目</td><td>－</td><td>－</td><td>－</td></tr>
<tr><td colspan="2">－</td><td colspan="3">計画外作業
計画作業の変更分</td></tr>
</table>
（注 1）発電計画・調達計画・販売計画は，当社所定の様式により提出していただきます。
（注 2）年度とは，4 月 1 日から翌年の 3 月 31 日までの期間といたします。
（注 3）当社が系統運用上必要な場合および料金の算定上必要な場合は，発電場所別の発電計画もあわせて提出していただきます。
（注 4）計画外作業および計画作業の変更分については，発生のつど，すみやかに提出していただきます。
（注 5）当社が供給区域の詳細な需給状況を把握する必要がある場合は，より詳細な断面を提出していただく場合があります。
（注 6）~~翌々日~~計画以前において，連系線の利用に係る調達計画および販売計画がある場合には，当該利用に係る調達分ごとの計画値および当該利用に係る販売分ごとの計画値を提出していただきます。
</td><td>
<table>
<tr><td rowspan="2">調達計画・販売計画</td><td>各月の平日および休日の発電量調整受電電力の最大値および最小値に対する契約者，発電契約者または需要抑制契約者毎の調達分および販売分の計画値</td><td>各週の平日および休日の発電量調整受電電力の最大値および最小値に対する契約者，発電契約者または需要抑制契約者毎の調達分および販売分の計画値</td><td>電力広域的運営推進機関が指定する時刻の日ごとの発電量調整受電電力に対する契約者，発電契約者または需要抑制契約者毎の調達分および販売分の計画値</td><td>30 分ごとの発電量調整受電電力量に対する契約者，発電契約者または需要抑制契約者毎の調達分および販売分の計画値</td></tr>
<tr><td>発電設備等の停止計画</td><td colspan="2">作業の開始日時，作業の終了日時，停止内容，その他必要な項目</td><td>－</td><td>－</td></tr>
<tr><td colspan="2">－</td><td colspan="2">計画外作業
計画作業の変更分</td></tr>
</table>
（注 1）発電計画・調達計画・販売計画は，当社所定の様式により提出していただきます。
（注 2）年度とは，4 月 1 日から翌年の 3 月 31 日までの期間といたします。
（注 3）当社が系統運用上必要な場合および料金の算定上必要な場合は，発電場所別の発電計画もあわせて提出していただきます。
（注 4）計画外作業および計画作業の変更分については，発生のつど，すみやかに提出していただきます。
（注 5）当社が供給区域の詳細な需給状況を把握する必要がある場合は，より詳細な断面を提出していただく場合があります。
（注 6）週間計画以前において，連系線の利用に係る調達計画および販売計画がある場合には，当該利用に係る調達分ごとの計画値および当該利用に係る販売分ごとの計画値を提出していただきます。
</td></tr>
<tr><td>

12　需要抑制計画・調達計画・販売計画・ベースライン

需要抑制計画・調達計画・販売計画・ベースラインの通知の期限および通知の内容は次のとおりといたします。

対象期間	年間計画（第 1 年度，第 2 年度）	月間計画（翌月，翌々月）	週間計画（翌週，翌々週）	翌々日計画	翌日計画	当日計画
通知の期限	毎年 10 月 31 日	毎月 1 日	毎週水曜日午前 10 時	毎日午前10時	毎日午前 12 時	30 分ごとの実需給の開始時刻の 1 時間前

</td><td>

12　需要抑制計画・調達計画・販売計画・ベースライン

需要抑制計画・調達計画・販売計画・ベースラインの通知の期限および通知の内容は次のとおりといたします。

対象期間	年間計画（第 1 年度，第 2 年度）	月間計画（翌月，翌々月）	週間計画（翌週，翌々週）	翌々日計画	翌日計画	当日計画
通知の期限	毎年 10 月 31 日	毎月 1 日	毎週水曜日午前 10 時	毎日午前10時	毎日午前 12 時	30 分ごとの実需給の開始時刻の 1 時間前

</td></tr>
</table>

託送供給等約款　新旧比較表

<table>
<tr><th colspan="8">託送供給等約款　2024 年 10 月 1 日実施</th></tr>
<tr><td rowspan="3">通知の内容</td><td>需要抑制計画</td><td>各月の平日および休日の需要抑制量調整受電電力の最大値および最小値</td><td>各週の平日および休日の需要抑制量調整受電電力の最大値および最小値</td><td>電力広域的運営推進機関が指定する時刻の日ごとの需要抑制量調整受電電力</td><td colspan="2">~~週間計画と同一の時刻の需要抑制量調整受電電力~~</td><td>30 分ごとの需要抑制量調整受電電力量</td></tr>
<tr><td>調達計画・販売計画</td><td>各月の平日および休日の需要抑制量調整受電電力の最大値および最小値に対する契約者，発電契約者または需要抑制契約者毎の調達分および販売分の計画値</td><td>各週の平日および休日の需要抑制量調整受電電力の最大値および最小値に対する契約者，発電契約者または需要抑制契約者毎の調達分および販売分の計画値</td><td>電力広域的運営推進機関が指定する時刻の日ごとの需要抑制量調整受電電力に対する契約者，発電契約者または需要抑制契約者毎の調達分および販売分の計画値</td><td colspan="2">~~週間計画と同一の時刻の需要抑制量調整受電電力に対する契約者，発電契約者または需要抑制契約者ごとの調達分および販売分の計画値~~</td><td>30 分ごとの需要抑制量調整受電電力量に対する契約者，発電契約者または需要抑制契約者毎の調達分および販売分の計画値</td></tr>
<tr><td>ベースライン</td><td>－</td><td>－</td><td>－</td><td>－</td><td>－</td><td>30 分ごとの値</td></tr>
</table>

（注 1）需要抑制計画・調達計画・販売計画・ベースラインは，当社所定の様式により提出していただきます。
（注 2）年度とは，4 月 1 日から翌年の 3 月 31 日までの期間といたします。
（注 3）当社が供給区域の詳細な需給状況を把握する必要がある場合は，より詳細な断面を提出していただく場合があります。
（注 4）~~翌々日~~計画以前において，連系線の利用に係る調達計画および販売計画がある場合には，当該利用に係る調達分ごとの計画値および当該利用に係る販売分ごとの計画値を提出していただきます。

13　進相用コンデンサ取付容量基準

進相用コンデンサの容量は，次のとおりといたします。

(1) 照明用電気機器

イ　け い 光 灯

進相用コンデンサをけい光灯に内蔵する場合の進相用コンデンサ取付容量は，次によります。

使用電圧（ボルト）	管灯の定格消費電力（ワット）	コンデンサ取付容量（マイクロファラッド）	
		50 ヘルツ	60 ヘルツ
100	10	4.5	3.5
	15	5.5	4.5
	20	9	5.5

<table>
<tr><th colspan="8">託送供給等約款　2025 年 4 月 1 日実施</th></tr>
<tr><td rowspan="3">通知の内容</td><td>需要抑制計画</td><td>各月の平日および休日の需要抑制量調整受電電力の最大値および最小値</td><td>各週の平日および休日の需要抑制量調整受電電力の最大値および最小値</td><td>電力広域的運営推進機関が指定する時刻の日ごとの需要抑制量調整受電電力</td><td colspan="2">30 分ごとの需要抑制量調整受電電力量</td></tr>
<tr><td>調達計画・販売計画</td><td>各月の平日および休日の需要抑制量調整受電電力の最大値および最小値に対する契約者，発電契約者または需要抑制契約者毎の調達分および販売分の計画値</td><td>各週の平日および休日の需要抑制量調整受電電力の最大値および最小値に対する契約者，発電契約者または需要抑制契約者毎の調達分および販売分の計画値</td><td>電力広域的運営推進機関が指定する時刻の日ごとの需要抑制量調整受電電力に対する契約者，発電契約者または需要抑制契約者毎の調達分および販売分の計画値</td><td colspan="2">30 分ごとの需要抑制量調整受電電力量に対する契約者，発電契約者または需要抑制契約者毎の調達分および販売分の計画値</td></tr>
<tr><td>ベースライン</td><td>－</td><td>－</td><td>－</td><td>－</td><td>－</td><td>30 分ごとの値</td></tr>
</table>

（注 1）需要抑制計画・調達計画・販売計画・ベースラインは，当社所定の様式により提出していただきます。
（注 2）年度とは，4 月 1 日から翌年の 3 月 31 日までの期間といたします。
（注 3）当社が供給区域の詳細な需給状況を把握する必要がある場合は，より詳細な断面を提出していただく場合があります。
（注 4）週間計画以前において，連系線の利用に係る調達計画および販売計画がある場合には，当該利用に係る調達分ごとの計画値および当該利用に係る販売分ごとの計画値を提出していただきます。

13　進相用コンデンサ取付容量基準

進相用コンデンサの容量は，次のとおりといたします。

(1) 照明用電気機器

イ　け い 光 灯

進相用コンデンサをけい光灯に内蔵する場合の進相用コンデンサ取付容量は，次によります。

使用電圧（ボルト）	管灯の定格消費電力（ワット）	コンデンサ取付容量（マイクロファラッド）	
		50 ヘルツ	60 ヘルツ
100	10	4.5	3.5
	15	5.5	4.5
	20	9	5.5

託送供給等約款　新旧比較表

託送供給等約款　2024年10月1日実施			
	30	11	9
	40	17	14
	60	21	17
	80	30	25
	100	36	30
200	40	4.5	3.5
	60	5.5	4.5
	80	7	5.5
	100	9	7

ロ　ネオン管灯

2次電圧（ボルト）	変圧器容量（ボルトアンペア）	コンデンサ取付容量（マイクロファラッド）	
		50ヘルツ	60ヘルツ
3,000	80	30	20
6,000	100	50	30
9,000	200	75	50
12,000	300	100	50
15,000	350	150	70

ハ　水　銀　灯（標準周波数50ヘルツおよび60ヘルツの場合といたします。）

出力（ワット）	コンデンサ取付容量（マイクロファラッド）	
	100ボルト	200ボルト
50以下	30	7
100以下	50	9
250以下	75	15
300以下	100	20
400以下	150	30
700以下	250	50
1,000以下	300	75

(2) 誘導電動機

イ　個々にコンデンサを取り付ける場合

(ｲ) 単相誘導電動機

使用電圧(ボルト)		100				200			
電動機定格出力	馬力	1/8	1/4	1/2	1	1/8	1/4	1/2	1
	キロワット	0.1	0.2	0.4	0.75	0.1	0.2	0.4	0.75
コンデンサ取付容量（マイクロファラッド）	50ヘルツ	50	75	75	100	20	20	30	40
	60ヘルツ	40	50	75	100	20	20	30	40

(ﾛ) 3相誘導電動機（使用電圧200ボルトの場合といたします。）

a　トップランナーモータの基準を満たす電動機

電　動	馬力	1/4	1/2	1	2	3	5	7.5	10	15	20	25	30	40	50

託送供給等約款　2025年4月1日実施			
	30	11	9
	40	17	14
	60	21	17
	80	30	25
	100	36	30
200	40	4.5	3.5
	60	5.5	4.5
	80	7	5.5
	100	9	7

ロ　ネオン管灯

2次電圧（ボルト）	変圧器容量（ボルトアンペア）	コンデンサ取付容量（マイクロファラッド）	
		50ヘルツ	60ヘルツ
3,000	80	30	20
6,000	100	50	30
9,000	200	75	50
12,000	300	100	50
15,000	350	150	70

ハ　水　銀　灯（標準周波数50ヘルツおよび60ヘルツの場合といたします。）

出力（ワット）	コンデンサ取付容量（マイクロファラッド）	
	100ボルト	200ボルト
50以下	30	7
100以下	50	9
250以下	75	15
300以下	100	20
400以下	150	30
700以下	250	50
1,000以下	300	75

(2) 誘導電動機

イ　個々にコンデンサを取り付ける場合

(ｲ) 単相誘導電動機

使用電圧(ボルト)		100				200			
電動機定格出力	馬力	1/8	1/4	1/2	1	1/8	1/4	1/2	1
	キロワット	0.1	0.2	0.4	0.75	0.1	0.2	0.4	0.75
コンデンサ取付容量（マイクロファラッド）	50ヘルツ	50	75	75	100	20	20	30	40
	60ヘルツ	40	50	75	100	20	20	30	40

(ﾛ) 3相誘導電動機（使用電圧200ボルトの場合といたします。）

a　トップランナーモータの基準を満たす電動機

電　動	馬力	1/4	1/2	1	2	3	5	7.5	10	15	20	25	30	40	50

託送供給等約款　新旧比較表

託送供給等約款　2024年10月1日実施

機定格出力	キロワット		0.2	0.4	0.75	1.5	2.2	3.7	5.5	7.5	11	15	18.5	22	30	37
コンデンサ取付容量(マイクロファラッド)	2極	50ヘルツ	－	－	30	40	50	75	100	150	200	250	300	300	500	600
		60ヘルツ	－	－	20	30	40	50	75	100	150	150	200	250	300	400
	4極	50ヘルツ	－	－	40	75	100	150	200	250	300	400	500	800	900	1,200
		60ヘルツ	－	－	30	40	50	75	100	150	200	250	300	400	500	700
	6極	50ヘルツ	－	－	50	100	100	150	300	300	500	500	700	800	1,200	1,300
		60ヘルツ	－	－	30	50	75	100	150	200	300	300	400	400	500	750

b　その他の電動機

電動機定格出力	馬力	1/4	1/2	1	2	3	5	7.5	10	15	20	25	30	40	50
	キロワット	0.2	0.4	0.75	1.5	2.2	3.7	5.5	7.5	11	15	18.5	22	30	37
コンデンサ取付容量(マイクロファラッド)	50ヘルツ	15	20	30	40	50	75	100	150	200	250	300	400	500	600
	60ヘルツ	10	15	20	30	40	50	75	100	150	200	250	300	400	500

ロ　一括してコンデンサを取り付ける場合

やむをえない事情によって2以上の電動機に対して一括してコンデンサを取り付ける場合のコンデンサの容量は，各電動機の定格出力に対応するイに定めるコンデンサの容量の合計といたします。

(3) 電気溶接機（使用電圧200ボルトの場合といたします。）

イ　交流アーク溶接機

溶接機最大入力(キロボルトアンペア)	3以上	5以上	7.5以上	10以上	15以上	20以上	25以上	30以上	35以上	40以上	45以上50未満

託送供給等約款　2025年4月1日実施

機定格出力	キロワット		0.2	0.4	0.75	1.5	2.2	3.7	5.5	7.5	11	15	18.5	22	30	37
コンデンサ取付容量(マイクロファラッド)	2極	50ヘルツ	－	－	30	40	50	75	100	150	200	250	300	300	500	600
		60ヘルツ	－	－	20	30	40	50	75	100	150	150	200	250	300	400
	4極	50ヘルツ	－	－	40	75	100	150	200	250	300	400	500	800	900	1,200
		60ヘルツ	－	－	30	40	50	75	100	150	200	250	300	400	500	700
	6極	50ヘルツ	－	－	50	100	100	150	300	300	500	500	700	800	1,200	1,300
		60ヘルツ	－	－	30	50	75	100	150	200	300	300	400	400	500	750

b　その他の電動機

電動機定格出力	馬力	1/4	1/2	1	2	3	5	7.5	10	15	20	25	30	40	50
	キロワット	0.2	0.4	0.75	1.5	2.2	3.7	5.5	7.5	11	15	18.5	22	30	37
コンデンサ取付容量(マイクロファラッド)	50ヘルツ	15	20	30	40	50	75	100	150	200	250	300	400	500	600
	60ヘルツ	10	15	20	30	40	50	75	100	150	200	250	300	400	500

ロ　一括してコンデンサを取り付ける場合

やむをえない事情によって2以上の電動機に対して一括してコンデンサを取り付ける場合のコンデンサの容量は，各電動機の定格出力に対応するイに定めるコンデンサの容量の合計といたします。

(3) 電気溶接機（使用電圧200ボルトの場合といたします。）

イ　交流アーク溶接機

溶接機最大入力(キロボルトアンペア)	3以上	5以上	7.5以上	10以上	15以上	20以上	25以上	30以上	35以上	40以上	45以上50未満

託送供給等約款　新旧比較表

託送供給等約款　2024年10月1日実施	託送供給等約款　2025年4月1日実施

コンデンサ取付容量（マイクロファラッド）	100	150	200	250	300	400	500	600	700	800	900

ロ　交流抵抗溶接機

イの容量の50パーセントといたします。

(4) そ　の　他

(1)，(2)および(3)によることが不適当と認められる電気機器については，機器の特性に応じて契約者と当社との協議によって定めます。

14　標 準 設 計

(1) 適　　用

この標準設計基準（以下「この基準」といいます。）は，Ⅷ（工事費の負担）に定める標準設計で施設する場合の工事費の算定に適用いたします。

この基準に明記していない場合は，電気設備に関する技術基準，その他関係法令，当社設計基準等にもとづき，技術的に適当と認められる設計によるものといたします。この場合，その設計を標準設計といたします。

(2) 単　　位

この基準においては，単位を次の記号で表示いたします。

単　　位	記　　号
ボルト	V
キロボルト	ｋV
アンペア	A
キロアンペア	ｋA
キロボルトアンペア	ｋVA
メガボルトアンペア	MVA
ミリメートル	mm
メートル	m
キロメートル	ｋm
平方ミリメートル	mm^2
平方センチメートル	cm^2
ミリグラム	ｍg

(3) 高圧または低圧電線路

イ　一 般 基 準

(ｲ) 電圧降下の許容限度

高圧または低圧電線路（受電地点から受電地点に最も近い発電所または変電所の引出口もしくは供給変圧器の引出側端子までの電線路および供給地点から供給地点に最も近い発電所または変電所の引出口もしくは供給変圧器の引出側端子までの電線路）における電圧降下の許容限度の標準は，次によるものといたします。

電圧降下の許容限度の標準値

電線路の公称電圧（V）	電圧降下の許容限度の標準値（V）
100	6
200	20
3,300	300

コンデンサ取付容量（マイクロファラッド）	100	150	200	250	300	400	500	600	700	800	900

ロ　交流抵抗溶接機

イの容量の50パーセントといたします。

(4) そ　の　他

(1)，(2)および(3)によることが不適当と認められる電気機器については，機器の特性に応じて契約者と当社との協議によって定めます。

14　標 準 設 計

(1) 適　　用

この標準設計基準（以下「この基準」といいます。）は，Ⅷ（工事費の負担）に定める標準設計で施設する場合の工事費の算定に適用いたします。

この基準に明記していない場合は，電気設備に関する技術基準，その他関係法令，当社設計基準等にもとづき，技術的に適当と認められる設計によるものといたします。この場合，その設計を標準設計といたします。

(2) 単　　位

この基準においては，単位を次の記号で表示いたします。

単　　位	記　　号
ボルト	V
キロボルト	ｋV
アンペア	A
キロアンペア	ｋA
キロボルトアンペア	ｋVA
メガボルトアンペア	MVA
ミリメートル	mm
メートル	m
キロメートル	ｋm
平方ミリメートル	mm^2
平方センチメートル	cm^2
ミリグラム	ｍg

(3) 高圧または低圧電線路

イ　一 般 基 準

(ｲ) 電圧降下の許容限度

高圧または低圧電線路（受電地点から受電地点に最も近い発電所または変電所の引出口もしくは供給変圧器の引出側端子までの電線路および供給地点から供給地点に最も近い発電所または変電所の引出口もしくは供給変圧器の引出側端子までの電線路）における電圧降下の許容限度の標準は，次によるものといたします。

電圧降下の許容限度の標準値

電線路の公称電圧（V）	電圧降下の許容限度の標準値（V）
100	6
200	20
3,300	300

託送供給等約款　新旧比較表

託送供給等約款　2024年10月1日実施	託送供給等約款　2025年4月1日実施
6,600 | 600	6,600 | 600
ただし，既設電線路を利用する場合または他者と同時に供給設備を施設する場合は，他者の電圧降下および法令で定められた電圧維持基準等を考慮して施設いたします。	ただし，既設電線路を利用する場合または他者と同時に供給設備を施設する場合は，他者の電圧降下および法令で定められた電圧維持基準等を考慮して施設いたします。
(ﾛ) 経　過　地	(ﾛ) 経　過　地
高圧または低圧電線路の経過地は，技術上，地形，用地事情および保守，保安に支障のない範囲で，電線路が最も経済的に施設できるよう選定いたします。	高圧または低圧電線路の経過地は，技術上，地形，用地事情および保守，保安に支障のない範囲で，電線路が最も経済的に施設できるよう選定いたします。
(ﾊ) 電線路の種類	(ﾊ) 電線路の種類
高圧または低圧電線路の種類は，架空電線路といたします。ただし，架空電線路を施設することが法令上認められない場合または技術上，経済上もしくは地域的な事情により不適当と認められる場合には，その他の方法によるものといたします。	高圧または低圧電線路の種類は，架空電線路といたします。ただし，架空電線路を施設することが法令上認められない場合または技術上，経済上もしくは地域的な事情により不適当と認められる場合には，その他の方法によるものといたします。
(ﾆ) 電線路の設計	(ﾆ) 電線路の設計
電線路の設計については，その地域に施設される電気工作物の設計と同等のものをこえないものといたします。	電線路の設計については，その地域に施設される電気工作物の設計と同等のものをこえないものといたします。
ロ　架空電線路	ロ　架空電線路
(ｲ) 電線路の施設	(ｲ) 電線路の施設
a　高圧または低圧架空電線路は，単独の電線路の新設，他の架空電線路との併架，電線の張替え等のうち，技術上著しく困難な場合を除き，最も経済的な方法により施設いたします。	a　高圧または低圧架空電線路は，単独の電線路の新設，他の架空電線路との併架，電線の張替え等のうち，技術上著しく困難な場合を除き，最も経済的な方法により施設いたします。
b　高圧架空電線路を単独に新設する場合には，原則として1回線といたします。	b　高圧架空電線路を単独に新設する場合には，原則として1回線といたします。
(ﾛ) 支持物の種類	(ﾛ) 支持物の種類
高圧または低圧架空電線路の支持物には，コンクリート柱または複合柱を使用し，その選定にあたっては技術上，経済上適当なものといたします。ただし，コンクリート柱または複合柱を使用することが技術上，経済上不適当と認められる場合は，他の支持物を使用いたします。	高圧または低圧架空電線路の支持物には，コンクリート柱または複合柱を使用し，その選定にあたっては技術上，経済上適当なものといたします。ただし，コンクリート柱または複合柱を使用することが技術上，経済上不適当と認められる場合は，他の支持物を使用いたします。
(ﾊ) 標 準 径 間	(ﾊ) 標 準 径 間
高圧または低圧架空電線路の標準径間は，次によるものといたします。	高圧または低圧架空電線路の標準径間は，次によるものといたします。
標　準　径　間	**標　準　径　間**
施設区域 | 標準径間（m） 市　街　地 | 45 そ　の　他 | 55	施設区域 | 標準径間（m） 市　街　地 | 45 そ　の　他 | 55
(ﾆ) 支持物の長さ	(ﾆ) 支持物の長さ
高圧または低圧架空電線路の支持物の長さは，施設場所の状況に応じた根入れ，電線の弛度，装柱，交叉，建物，引込線，積雪等を考慮し当社が通常使用しているもののうち必要最小のものを次の中から選定いたします。	高圧または低圧架空電線路の支持物の長さは，施設場所の状況に応じた根入れ，電線の弛度，装柱，交叉，建物，引込線，積雪等を考慮し当社が通常使用しているもののうち必要最小のものを次の中から選定いたします。
支　持　物　の　長　さ	**支　持　物　の　長　さ**
支持物の長さ(m) | 10 | 12 | 14 | 16	支持物の長さ(m) | 10 | 12 | 14 | 16
(ﾎ) が　い　し	(ﾎ) が　い　し
高圧または低圧架空電線路で使用するがいしは，次によるものといたします。	高圧または低圧架空電線路で使用するがいしは，次によるものといたします。
が　い　し　の　種　類	**が　い　し　の　種　類**
使用個所別／電圧別 | 引通し個所 | 引留め個所	使用個所別／電圧別 | 引通し個所 | 引留め個所

託送供給等約款　新旧比較表

託送供給等約款　2024 年 10 月 1 日実施

低　　圧	低圧用一体化ラック	低圧用一体化ラック
	低圧ピン碍子	低圧引留碍子
	低圧引留碍子	ＤＶグリップ
高　　圧	高圧中実ピンがいし	高圧中実耐張がいし

(ﾍ) 架空電線の種類および太さ

a　高圧または低圧架空電線には，硬銅線もしくはアルミ電線を使用いたします。

b　高圧または低圧架空電線の種類は，絶縁電線を使用いたします。

c　高圧または低圧架空電線の太さは，許容電流，短絡電流，電圧降下，機械的強度等を考慮し，必要最小のものを次の中から選定いたします。ただし，技術上，経済上不適当と認められる場合は，架空ケーブル等，他の適当な電線を使用することがあります。

電線の種類，太さおよび許容電流　（単位：A）

種類 / 太さ		高圧絶縁電線（ＯＣ）	低圧絶縁電線（ＯＷ）	引込線ビニル絶縁電線（ＤＶ）	
				２心	３心
単　線(mm)	3.2	—	—	61	54
	5.0	153	103	—	—
より線(mm^2)	22	—	—	127	111
	60	292	206	—	193
	120	310	—	—	—
	100	391	—	—	262
	200	455	—	—	—
	150	512	—	—	—

(ﾄ) 架空電線の配列および変台装柱

a　高圧または低圧架空電線の配列は，特殊な場合を除き水平または垂直といたします。

b　柱上に変圧器を施設する場合は，変台装柱または懸垂装柱とし，1 次側に使用する開閉器は高圧カットアウトといたします。

(ﾁ) 柱上変圧器の容量

柱上変圧器の容量は，需要の実情を考慮し，当社が通常使用しているもののうち必要最小のものを次の中から選定いたします。

柱上変圧器容量

容　　量　（ｋＶＡ）								
5	10	20	30	50	75	100	50+30＊	100+50＊

（注）＊：変圧器容量 50+30kVA および 100+50kVA は，灯動共用変圧器の容量といたします。

(ﾘ) 電力用変圧器の結線

3 相供給に対しては，原則として単相変圧器 2 台を使用したＶ結線または灯動共用変圧器の使用により供給いたします。ただし，技術上，経済上適当と認められる場合は，単相変圧器 3 台をΔ結線により供給することがあります。

(ﾇ) 高圧負荷開閉器の取付けおよびその種類と容量

託送供給等約款　2025 年 4 月 1 日実施

低　　圧	低圧用一体化ラック	低圧用一体化ラック
	低圧ピン碍子	低圧引留碍子
	低圧引留碍子	ＤＶグリップ
高　　圧	高圧中実ピンがいし	高圧中実耐張がいし

(ﾍ) 架空電線の種類および太さ

a　高圧または低圧架空電線には，硬銅線もしくはアルミ電線を使用いたします。

b　高圧または低圧架空電線の種類は，絶縁電線を使用いたします。

c　高圧または低圧架空電線の太さは，許容電流，短絡電流，電圧降下，機械的強度等を考慮し，必要最小のものを次の中から選定いたします。ただし，技術上，経済上不適当と認められる場合は，架空ケーブル等，他の適当な電線を使用することがあります。

電線の種類，太さおよび許容電流　（単位：A）

種類 / 太さ		高圧絶縁電線（ＯＣ）	低圧絶縁電線（ＯＷ）	引込線ビニル絶縁電線（ＤＶ）	
				２心	３心
単　線(mm)	3.2	—	—	61	54
	5.0	153	103	—	—
より線(mm^2)	22	—	—	127	111
	60	292	206	—	193
	120	310	—	—	—
	100	391	—	—	262
	200	455	—	—	—
	150	512	—	—	—

(ﾄ) 架空電線の配列および変台装柱

a　高圧または低圧架空電線の配列は，特殊な場合を除き水平または垂直といたします。

b　柱上に変圧器を施設する場合は，変台装柱または懸垂装柱とし，1 次側に使用する開閉器は高圧カットアウトといたします。

(ﾁ) 柱上変圧器の容量

柱上変圧器の容量は，需要の実情を考慮し，当社が通常使用しているもののうち必要最小のものを次の中から選定いたします。

柱上変圧器容量

容　　量　（ｋＶＡ）								
5	10	20	30	50	75	100	50+30＊	100+50＊

（注）＊：変圧器容量 50+30kVA および 100+50kVA は，灯動共用変圧器の容量といたします。

(ﾘ) 電力用変圧器の結線

3 相供給に対しては，原則として単相変圧器 2 台を使用したＶ結線または灯動共用変圧器の使用により供給いたします。ただし，技術上，経済上適当と認められる場合は，単相変圧器 3 台をΔ結線により供給することがあります。

(ﾇ) 高圧負荷開閉器の取付けおよびその種類と容量

託送供給等約款　新旧比較表

託送供給等約款　2024年10月1日実施

a　高圧架空電線路の系統運用または保守のために必要な個所には高圧負荷開閉器を取り付けます。

b　高圧負荷開閉器の種類は，気中を標準といたします。ただし，技術上やむをえない場合には，他の種類の開閉器を施設することがあります。

c　高圧負荷開閉器の容量は，負荷電流および短絡電流を考慮し，当社が通常使用しているもののうち必要最小のものを次の中から選定いたします。

高圧負荷開閉器容量

容量（A）	300*	400

（注）*：高圧負荷開閉器容量300Aは，ＳＯＧ型開閉器の容量といたします。

(ﾙ) 特 殊 線 路

a　塩，ちりなどの汚損地域に施設する架空電線路には，その程度に応じた耐塩設備を使用いたします。

なお，汚損地域の区分は次によるものといたします。

塩，塵埃汚損区分表

汚損種類	塩		塵　埃
	飛来海塩量※（mg/m²/s） または 想定最大等価塩分付着量（mg/cm²）		想　定　最　大 等価塵埃付着量 （塩分換算）
汚損区分	中汚損地区	重汚損地区	
	0.25mg/m²/s 超過 0.40mg/m²/s 以下 または 0.06 mg/cm² 超過 0.12 mg/cm² 以下	1.0mg/m²/s 以下 または 海岸からの距離が 300m 以下 または 0.35 mg/cm² 以下	0.12 mg/cm² 以上

※各地点における海から飛来する塩分量を数値化したもの。

b　雷雨発生のおそれの多い地域に施設する架空電線路には，その程度に応じた耐雷設備を使用いたします。

c　雪害，風害等の発生のおそれの多い地域に施設する架空電線路には，その程度に応じた耐害設備を使用いたします。

ハ　地中電線路

(ｲ) 電線路の施設

高圧または低圧地中電線路の施設方式は，原則として管路式といたします。ただし，次の場合は直接埋設式または暗きょ式とすることがあります。

なお，暗きょ式にはキャブ（ＣＡＢ）方式および電線共同溝（Ｃ・Ｃ・ＢＯＸ）方式を含むものといたします。

a　直接埋設式

車輌その他の重量物の圧力を受けるおそれがなく，かつ，再掘削が容易にできる場合

b　暗 き ょ 式

当該電線路を含めて多数のケーブルを同一場所に施設する場合

(ﾛ) ケーブルの種類および太さ

a　高圧または低圧地中電線路に使用するケーブルの種類は，原則としてビニル外装ケーブルといたします。

託送供給等約款　2025年4月1日実施

a　高圧架空電線路の系統運用または保守のために必要な個所には高圧負荷開閉器を取り付けます。

b　高圧負荷開閉器の種類は，気中を標準といたします。ただし，技術上やむをえない場合には，他の種類の開閉器を施設することがあります。

c　高圧負荷開閉器の容量は，負荷電流および短絡電流を考慮し，当社が通常使用しているもののうち必要最小のものを次の中から選定いたします。

高圧負荷開閉器容量

容量（A）	300*	400

（注）*：高圧負荷開閉器容量300Aは，ＳＯＧ型開閉器の容量といたします。

(ﾙ) 特 殊 線 路

a　塩，ちりなどの汚損地域に施設する架空電線路には，その程度に応じた耐塩設備を使用いたします。

なお，汚損地域の区分は次によるものといたします。

塩，塵埃汚損区分表

汚損種類	塩		塵　埃
	飛来海塩量※（mg/m²/s） または 想定最大等価塩分付着量（mg/cm²）		想　定　最　大 等価塵埃付着量 （塩分換算）
汚損区分	中汚損地区	重汚損地区	
	0.25mg/m²/s 超過 0.40mg/m²/s 以下 または 0.06 mg/cm² 超過 0.12 mg/cm² 以下	1.0mg/m²/s 以下 または 海岸からの距離が 300m 以下 または 0.35 mg/cm² 以下	0.12 mg/cm² 以上

※各地点における海から飛来する塩分量を数値化したもの。

b　雷雨発生のおそれの多い地域に施設する架空電線路には，その程度に応じた耐雷設備を使用いたします。

c　雪害，風害等の発生のおそれの多い地域に施設する架空電線路には，その程度に応じた耐害設備を使用いたします。

ハ　地中電線路

(ｲ) 電線路の施設

高圧または低圧地中電線路の施設方式は，原則として管路式といたします。ただし，次の場合は直接埋設式または暗きょ式とすることがあります。

なお，暗きょ式にはキャブ（ＣＡＢ）方式および電線共同溝（Ｃ・Ｃ・ＢＯＸ）方式を含むものといたします。

a　直接埋設式

車輌その他の重量物の圧力を受けるおそれがなく，かつ，再掘削が容易にできる場合

b　暗 き ょ 式

当該電線路を含めて多数のケーブルを同一場所に施設する場合

(ﾛ) ケーブルの種類および太さ

a　高圧または低圧地中電線路に使用するケーブルの種類は，原則としてビニル外装ケーブルといたします。

託送供給等約款　新旧比較表

託送供給等約款　2024年10月1日実施

b　ケーブルの太さは，許容電流，短絡電流，電圧降下，機械的強度等を考慮し，必要最小のものを次の中から選定いたします。

ケーブルの太さ

電圧別	ケーブルの太さ（mm²）
低　圧	8　14　22　60　150　250
高　圧	22　38　60　100　150　200　250　325

c　ケーブルの許容電流は，日本電線工業会規格に準じて算定いたします。

(ﾊ) 配電塔，高圧キャビネットおよび接続箱の使用

a　高圧ケーブルを分岐する場合または変圧器を施設する場合は，配電塔を使用することがあります。

b　高圧で電気の供給を受ける需要者等に対する地中引込線が当社の電柱および配電塔から単独引込みで施設することが困難な場合，もしくは，将来困難になることが予想される場合には，π引込用として高圧キャビネットを使用いたします。

c　低圧ケーブルを分岐する場合は，接続箱を使用いたします。

(4) 特別高圧電線路

イ　一 般 基 準

(ｲ) 電圧降下の許容限度

特別高圧電線路（受電地点から受電地点に最も近い発電所または変電所の引出口までの電線路および供給地点から供給地点に最も近い発電所または変電所の引出口までの電線路）における電圧降下の許容限度の標準は，次によるものといたします。

電圧降下の許容限度の標準値

電線路の公称電圧（V）	電圧降下の許容限度の標準値（V）
11,000	1,000
22,000	2,000
33,000	3,000
66,000	6,000
154,000	14,000

(ﾛ) 経 過 地 等

特別高圧電線路の起点または分岐点の位置および経過地は，技術上，地形，用地事情および保守，保安に支障のない範囲で，電線路が最も経済的に施設できるよう選定いたします。

(ﾊ) 電線路の種類

特別高圧電線路の種類は，架空電線路といたします。ただし，架空電線路を施設することが法令上認められない場合または技術上，経済上もしくは地域的な事情により不適当と認められる場合には，その他の方法によるものといたします。

(ﾆ) 電線路の設計

電線路の設計については，その地域に施設される電気工作物の設計と同等のものをこえないものといたします。

ロ　架空電線路

(ｲ) 電線路の施設

a　特別高圧架空電線路は，単独の電線路の施設，他の架空電線路との併架，電線の張替え等のうち，技術上著しく困難な場合を除き，最も経済的な方法により施設いたします。

託送供給等約款　2025年4月1日実施

b　ケーブルの太さは，許容電流，短絡電流，電圧降下，機械的強度等を考慮し，必要最小のものを次の中から選定いたします。

ケーブルの太さ

電圧別	ケーブルの太さ（mm²）
低　圧	8　14　22　60　150　250
高　圧	22　38　60　100　150　200　250　325

c　ケーブルの許容電流は，日本電線工業会規格に準じて算定いたします。

(ﾊ) 配電塔，高圧キャビネットおよび接続箱の使用

a　高圧ケーブルを分岐する場合または変圧器を施設する場合は，配電塔を使用することがあります。

b　高圧で電気の供給を受ける需要者等に対する地中引込線が当社の電柱および配電塔から単独引込みで施設することが困難な場合，もしくは，将来困難になることが予想される場合には，π引込用として高圧キャビネットを使用いたします。

c　低圧ケーブルを分岐する場合は，接続箱を使用いたします。

(4) 特別高圧電線路

イ　一 般 基 準

(ｲ) 電圧降下の許容限度

特別高圧電線路（受電地点から受電地点に最も近い発電所または変電所の引出口までの電線路および供給地点から供給地点に最も近い発電所または変電所の引出口までの電線路）における電圧降下の許容限度の標準は，次によるものといたします。

電圧降下の許容限度の標準値

電線路の公称電圧（V）	電圧降下の許容限度の標準値（V）
11,000	1,000
22,000	2,000
33,000	3,000
66,000	6,000
154,000	14,000

(ﾛ) 経 過 地 等

特別高圧電線路の起点または分岐点の位置および経過地は，技術上，地形，用地事情および保守，保安に支障のない範囲で，電線路が最も経済的に施設できるよう選定いたします。

(ﾊ) 電線路の種類

特別高圧電線路の種類は，架空電線路といたします。ただし，架空電線路を施設することが法令上認められない場合または技術上，経済上もしくは地域的な事情により不適当と認められる場合には，その他の方法によるものといたします。

(ﾆ) 電線路の設計

電線路の設計については，その地域に施設される電気工作物の設計と同等のものをこえないものといたします。

ロ　架空電線路

(ｲ) 電線路の施設

a　特別高圧架空電線路は，単独の電線路の施設，他の架空電線路との併架，電線の張替え等のうち，技術上著しく困難な場合を除き，最も経済的な方法により施設いたします。

託送供給等約款　新旧比較表

託送供給等約款　2024 年 10 月 1 日実施

b　特別高圧架空電線路を単独に施設する場合には，原則として 1 回線といたします。

(ﾛ) 支持物の種類

特別高圧架空電線路の支持物は，原則として鉄塔を使用いたします。ただし，33ｋＶ以下の架空電線路を道路沿いに施設する場合は，原則としてコンクリート柱を使用いたします。

(ﾊ) 標 準 径 間

特別高圧架空電線路の標準径間は，次によるものといたします。

標　準　径　間

支持物種類	標準径間（m）
鉄　　塔	150～300
そ　の　他	50～100

(ﾆ) 電 線 間 隔

特別高圧架空電線路の電線間隔は，次によるものといたします。

標　準　電　線　間　隔

配列	寸法 ＼ 電圧・回線	電線間隔（m） 33ｋＶ以下 1回線	66ｋＶ 1回線	66ｋＶ 2回線	154ｋＶ 1回線	154ｋＶ 2回線	備考
正三角	a	1.0～ 2.5					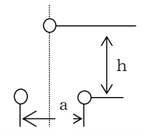
	h	0.86～ 1.75					
垂直・三角	a_1	1.8～ 2.3	2.0～ 2.6	4.0～ 5.2	3.2～ 4.3	6.4～ 8.6	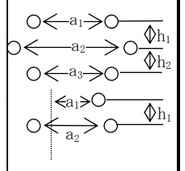
	a_2	5.5～ 6.5	6.0～ 8.0	7.2～10.0	8.6～12.0	10.0～ 13.0	
	a_3			5.0～ 7.0		8.0～10.0	
	h_1	2.0～ 2.7	2.5～ 3.2	2.8～ 3.6	4.2～ 6.0	4.2～ 6.0	
	h_2			2.5～ 3.2		3.6～ 5.0	
水平	a	1.5～ 2.5	3.5～ 5.0		6.0～ 7.0		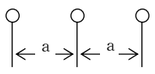

(ﾎ) が　い　し

a　がいしは，懸垂がいし，長幹がいしまたはＬＰがいしを標準といたします。

b　ａの連結個数は，次によるものといたします。ただし，既設設備に接続する場合は既設設備と同一絶縁レベルのがいしを使用いたします。

が　い　し　の　標　準　連　結　個　数

託送供給等約款　2025 年 4 月 1 日実施

b　特別高圧架空電線路を単独に施設する場合には，原則として 1 回線といたします。

(ﾛ) 支持物の種類

特別高圧架空電線路の支持物は，原則として鉄塔を使用いたします。ただし，33ｋＶ以下の架空電線路を道路沿いに施設する場合は，原則としてコンクリート柱を使用いたします。

(ﾊ) 標 準 径 間

特別高圧架空電線路の標準径間は，次によるものといたします。

標　準　径　間

支持物種類	標準径間（m）
鉄　　塔	150～300
そ　の　他	50～100

(ﾆ) 電 線 間 隔

特別高圧架空電線路の電線間隔は，次によるものといたします。

標　準　電　線　間　隔

配列	寸法 ＼ 電圧・回線	電線間隔（m） 33ｋＶ以下 1回線	66ｋＶ 1回線	66ｋＶ 2回線	154ｋＶ 1回線	154ｋＶ 2回線	備考
正三角	a	1.0～ 2.5					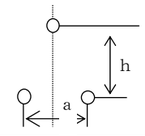
	h	0.86～ 1.75					
垂直・三角	a_1	1.8～ 2.3	2.0～ 2.6	4.0～ 5.2	3.2～ 4.3	6.4～ 8.6	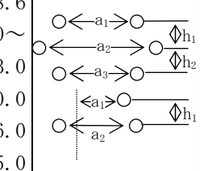
	a_2	5.5～ 6.5	6.0～ 8.0	7.2～10.0	8.6～12.0	10.0～ 13.0	
	a_3			5.0～ 7.0		8.0～10.0	
	h_1	2.0～ 2.7	2.5～ 3.2	2.8～ 3.6	4.2～ 6.0	4.2～ 6.0	
	h_2			2.5～ 3.2		3.6～ 5.0	
水平	a	1.5～ 2.5	3.5～ 5.0		6.0～ 7.0		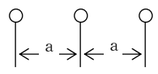

(ﾎ) が　い　し

a　がいしは，懸垂がいし，長幹がいしまたはＬＰがいしを標準といたします。

b　ａの連結個数は，次によるものといたします。ただし，既設設備に接続する場合は既設設備と同一絶縁レベルのがいしを使用いたします。

が　い　し　の　標　準　連　結　個　数

託送供給等約款　新旧比較表

託送供給等約款　2024 年 10 月 1 日実施

汚損区分 / 想定最大等価塩分付着密度 / 海岸よりの距離（参考） / 電圧 / がいしの種類		A mg／cm² 0.01 km以上 50	B mg／cm² 0.03	C mg／cm² 0.06 km以上 30	D mg／cm² 0.12 km 10～30	E mg／cm² 0.25 km 1～10	F mg／cm² 0.50 km 0～3
33kV 以下	LPがいし	LP-30×1コ		LP-40×1コ	LP-60×1コ		LP-70×1コ
	長幹がいし	LC8010×1コ			LC8013×1コ		LC8017×1コ
66kV	長幹がいし	LC8017×1コ		LC8021×1コ	LC8024×1コ	LCS-8020×1コ	LCS-8020 相当深×1コ
	懸垂がいし	SU-120CN×6コ	SU-120CN×6コ	SU-120CN×7コ	SU-120CN×8コ	—	
		—		SU-120BF×6コ	SU-120BF×6コ	SU-120BF×7コ	SU-120BF×8コ
154kV	長幹がいし	LC8017×2コ	LC8021×2コ	LC8024×2コ	LCS-8020×2コ	LCS-8020 相当深×2コ	
	懸垂がいし	SU-120CN×10コ	SU-120CN×14コ	SU-120CN×16コ	—		
		—	SU-120BF×13コ	SU-120BF×13コ	SU-120BF×13コ	SU-120BF×15コ	SU-120BF×17コ

(ﾍ) 電線の種類および太さ

a　電線は，着雪を考慮してヒレ付アルミ覆鋼心圧縮型アルミより線の使用を原則とします。

ただし，

(a) 機械的強度上とくに必要のある場合，腐食のおそれがある場合等特別の理由のある場合は，他の電線を使用することがあります。

(b) ロ(ﾛ)により施設する 33ｋＶ以下の電線路には，原則として硬銅線の難着雪（2 ケヒレ形）圧縮導体水密形 33ｋＶ屋外用架橋ポリエチレン絶縁電線を使用いたします。

b　電線の太さは，許容電流，短絡電流，電圧降下，機械的強度等を考慮して定め，必要最小のものを次の中から選定いたします。ただし，他の支持物に併架するときは，弛度の関係から既設架空電線と同じ太さのものを使用する場合があります。

電線の種類，太さおよび許容電流

ヒレ付アルミ覆鋼心圧縮型アルミより線（ＳＢＡＣＳＲ／ＡＣ）		難着雪（2 ケヒレ形）圧縮導体水密形 33ｋＶ屋外用架橋ポリエチレン絶縁電線（SSW-OC）	
公称断面積（mm²）	許容電流（A）	公称断面積（mm²）	許容電流（A）
150	448	80	325
190	532	100	375
290	694		
400	824		
500	957		
740	1,189		

(ﾄ) 架空地線等耐雷施設の設置

a　支持物を鉄塔とする電線路には，架空地線を施設いたします。

託送供給等約款　2025 年 4 月 1 日実施

汚損区分 / 想定最大等価塩分付着密度 / 海岸よりの距離（参考） / 電圧 / がいしの種類		A mg／cm² 0.01 km以上 50	B mg／cm² 0.03	C mg／cm² 0.06 km以上 30	D mg／cm² 0.12 km 10～30	E mg／cm² 0.25 km 1～10	F mg／cm² 0.50 km 0～3
33kV 以下	LPがいし	LP-30×1コ		LP-40×1コ	LP-60×1コ		LP-70×1コ
	長幹がいし	LC8010×1コ			LC8013×1コ		LC8017×1コ
66kV	長幹がいし	LC8017×1コ		LC8021×1コ	LC8024×1コ	LCS-8020×1コ	LCS-8020 相当深×1コ
	懸垂がいし	SU-120CN×6コ	SU-120CN×6コ	SU-120CN×7コ	SU-120CN×8コ	—	
		—		SU-120BF×6コ	SU-120BF×6コ	SU-120BF×7コ	SU-120BF×8コ
154kV	長幹がいし	LC8017×2コ	LC8021×2コ	LC8024×2コ	LCS-8020×2コ	LCS-8020 相当深×2コ	
	懸垂がいし	SU-120CN×10コ	SU-120CN×14コ	SU-120CN×16コ	—		
		—	SU-120BF×13コ	SU-120BF×13コ	SU-120BF×13コ	SU-120BF×15コ	SU-120BF×17コ

(ﾍ) 電線の種類および太さ

a　電線は，着雪を考慮してヒレ付アルミ覆鋼心圧縮型アルミより線の使用を原則とします。

ただし，

(a) 機械的強度上とくに必要のある場合，腐食のおそれがある場合等特別の理由のある場合は，他の電線を使用することがあります。

(b) ロ(ﾛ)により施設する 33ｋＶ以下の電線路には，原則として硬銅線の難着雪（2 ケヒレ形）圧縮導体水密形 33ｋＶ屋外用架橋ポリエチレン絶縁電線を使用いたします。

b　電線の太さは，許容電流，短絡電流，電圧降下，機械的強度等を考慮して定め，必要最小のものを次の中から選定いたします。ただし，他の支持物に併架するときは，弛度の関係から既設架空電線と同じ太さのものを使用する場合があります。

電線の種類，太さおよび許容電流

ヒレ付アルミ覆鋼心圧縮型アルミより線（ＳＢＡＣＳＲ／ＡＣ）		難着雪（2 ケヒレ形）圧縮導体水密形 33ｋＶ屋外用架橋ポリエチレン絶縁電線（SSW-OC）	
公称断面積（mm²）	許容電流（A）	公称断面積（mm²）	許容電流（A）
150	448	80	325
190	532	100	375
290	694		
400	824		
500	957		
740	1,189		

(ﾄ) 架空地線等耐雷施設の設置

a　支持物を鉄塔とする電線路には，架空地線を施設いたします。

託送供給等約款　新旧比較表

託送供給等約款　2024年10月1日実施

また，鉄塔以外の支持物の場合においても必要により架空地線を施設することがあります。

b　aの架空地線は，原則として1条とし，機械的強度上または電磁誘導障害対策上とくに必要のある場合など特別な場合を除き，その線路の設計条件にもとづいて，次の中から選定いたします。

また，アークホーン，アーマロット，避雷器等技術上，経済上合理的な耐雷施設を設置いたします。

架　空　地　線

地線の種類	亜鉛めっき鋼より線（第1種）		アルミ覆鋼より線	
太さ（mm^2）	70	90	70	90

なお，鉄塔以外の支持物については上記以外の架空地線を使用することがあります。

(ﾁ) 架空電線の地表上の高さ

特別高圧架空電線の地表上の高さは，次によるものといたします。

地　表　上　の　高　さ

個　所　別		33ｋＶ以下	66ｋＶ	154ｋＶ
平地	市街地および都市周辺地域	13m	14m	15m
	国道・県道の横過個所および建造物の散在する地域	12m	13m	14m
	その他の地域	9m	10m	11m
山地・山林地域		8m	9m	10m

ただし，次の場合はその状況に応じ，必要最小の高さを保持いたします。

a　積雪の多い地区

b　電線の高さが用地確保のための条件となる場合

(ﾘ) その他の設計基準

特別高圧架空電線路の支持物の設計は，前各項によるほか，電気規格調査会標準規格（ＪＥＣ）およびその他のこれに類する規格によるものといたします。

(ﾇ) ライントラップの施設

搬送波が重畳されている電線から当該電線を分岐する場合で，搬送波の伝送に悪影響を与えるときは，その分岐点に適当なライントラップを設けるものといたします。

ハ　地中電線路

(ｲ) 電線路の施設

特別高圧地中電線路の施設方式は管路式とし，原則として点検孔（1孔）を設けるものといたします。ただし，次の場合は直接埋設式または暗きょ式によることがあります。

a　直接埋設式

車輌その他の重量物の圧力を受けるおそれがなく，かつ，再掘削が容易にできる場合

b　暗　き　ょ　式

当該電線路を含めて多数のケーブルを同一場所に施設する場合

(ﾛ) ケーブルの種類および太さ

特別高圧地中電線路に使用するケーブルの種類および太さは許容電流，電圧降下，短絡電流，施設方法などを考慮して，原則として次の中から選定いたします。

なお，ケーブルの許容電流は，電気協同研究第53巻第3号「地中送電線の

託送供給等約款　2025年4月1日実施

また，鉄塔以外の支持物の場合においても必要により架空地線を施設することがあります。

b　aの架空地線は，原則として1条とし，機械的強度上または電磁誘導障害対策上とくに必要のある場合など特別な場合を除き，その線路の設計条件にもとづいて，次の中から選定いたします。

また，アークホーン，アーマロット，避雷器等技術上，経済上合理的な耐雷施設を設置いたします。

架　空　地　線

地線の種類	亜鉛めっき鋼より線（第1種）		アルミ覆鋼より線	
太さ（mm^2）	70	90	70	90

なお，鉄塔以外の支持物については上記以外の架空地線を使用することがあります。

(ﾁ) 架空電線の地表上の高さ

特別高圧架空電線の地表上の高さは，次によるものといたします。

地　表　上　の　高　さ

個　所　別		33ｋＶ以下	66ｋＶ	154ｋＶ
平地	市街地および都市周辺地域	13m	14m	15m
	国道・県道の横過個所および建造物の散在する地域	12m	13m	14m
	その他の地域	9m	10m	11m
山地・山林地域		8m	9m	10m

ただし，次の場合はその状況に応じ，必要最小の高さを保持いたします。

a　積雪の多い地区

b　電線の高さが用地確保のための条件となる場合

(ﾘ) その他の設計基準

特別高圧架空電線路の支持物の設計は，前各項によるほか，電気規格調査会標準規格（ＪＥＣ）およびその他のこれに類する規格によるものといたします。

(ﾇ) ライントラップの施設

搬送波が重畳されている電線から当該電線を分岐する場合で，搬送波の伝送に悪影響を与えるときは，その分岐点に適当なライントラップを設けるものといたします。

ハ　地中電線路

(ｲ) 電線路の施設

特別高圧地中電線路の施設方式は管路式とし，原則として点検孔（1孔）を設けるものといたします。ただし，次の場合は直接埋設式または暗きょ式によることがあります。

a　直接埋設式

車輌その他の重量物の圧力を受けるおそれがなく，かつ，再掘削が容易にできる場合

b　暗　き　ょ　式

当該電線路を含めて多数のケーブルを同一場所に施設する場合

(ﾛ) ケーブルの種類および太さ

特別高圧地中電線路に使用するケーブルの種類および太さは許容電流，電圧降下，短絡電流，施設方法などを考慮して，原則として次の中から選定いたします。

なお，ケーブルの許容電流は，電気協同研究第53巻第3号「地中送電線の

託送供給等約款　新旧比較表

託送供給等約款　2024年10月1日実施

送電容量設計」に準じた算定方法に施設条件を考慮して算出いたします。

ケ　ー　ブ　ル　の　種　類

電圧別	33ｋＶ以下	66ｋＶ		154ｋＶ
種　類	ＣＶケーブル	ＣＶケーブル		ＣＶケーブル
線心数	トリプレックス	トリプレックス	単　心	単　心
公称断面積（ｍｍ²）	60	80	600	200
	100	100	800	400
	150	150	1,000	600
	200	200	1,200	800
	250	250	1,400	1,000
	325	325	1,600	1,200
	400	400	2,000	1,400
	500	500		1,600
		600		1,800
				2,000

(ﾊ) そ　の　他

a　架空地中混用電線路には，必要に応じて故障区間検出装置を施設いたします。

b　架空地中混用電線路で雷サージによってケーブルが損傷するおそれのある場合は，避雷器を施設いたします。

(5) 変 電 設 備

イ　結　線　法

結線法は，次の結線を標準といたします。

(ｲ) 高圧で引出しをする場合

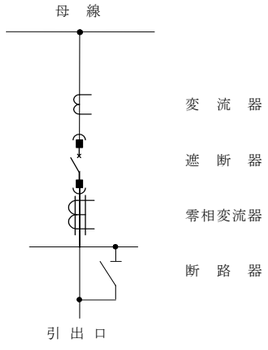

託送供給等約款　2025年4月1日実施

送電容量設計」に準じた算定方法に施設条件を考慮して算出いたします。

ケ　ー　ブ　ル　の　種　類

電圧別	33ｋＶ以下	66ｋＶ		154ｋＶ
種　類	ＣＶケーブル	ＣＶケーブル		ＣＶケーブル
線心数	トリプレックス	トリプレックス	単　心	単　心
公称断面積（ｍｍ²）	60	80	600	200
	100	100	800	400
	150	150	1,000	600
	200	200	1,200	800
	250	250	1,400	1,000
	325	325	1,600	1,200
	400	400	2,000	1,400
	500	500		1,600
		600		1,800
				2,000

(ﾊ) そ　の　他

a　架空地中混用電線路には，必要に応じて故障区間検出装置を施設いたします。

b　架空地中混用電線路で雷サージによってケーブルが損傷するおそれのある場合は，避雷器を施設いたします。

(5) 変 電 設 備

イ　結　線　法

結線法は，次の結線を標準といたします。

(ｲ) 高圧で引出しをする場合

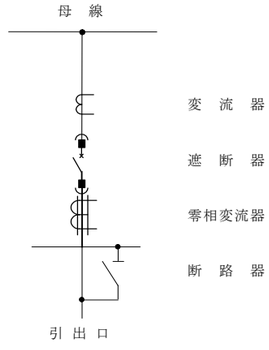

託送供給等約款　新旧比較表

託送供給等約款　2024 年 10 月 1 日実施

（ﾛ）特別高圧で引出しをする場合

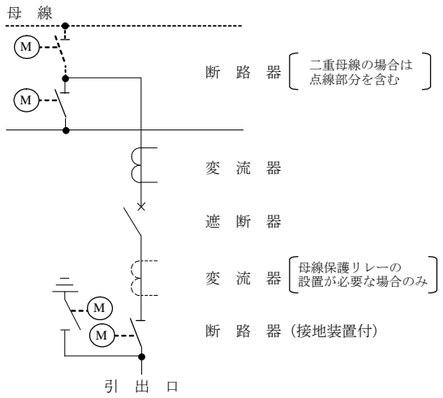

ロ　遮　断　器

（ｲ）遮断器は，当社が通常使用しているもののなかで，その回路電圧に応じ，最大負荷時の電流および現に構成され，また将来構成されることが予想されている系統構成について計算した短絡容量から判断し，次の中から必要最小のものを選定いたします。

遮　断　器　容　量

定格電圧（Ｖ）	遮断器容量		定格電圧（Ｖ）	遮断器容量	
	ｋＡ	（ＭＶＡ）		ｋＡ	（ＭＶＡ）
3,600	16.0	(100)	36,000	16.0	(1,000)
	25.0	(160)		25.0	(1,600)
7,200	12.5	(160)		31.5	(2,000)
	20.0	(250)		40.0	(2,500)
12,000	25.0	(520)	72,000	20.0	(2,500)
				25.0	(3,100)
				31.5	(3,900)
				40.0	(5,000)
24,000	20.0	(830)	168,000	25.0	(7,300)
	25.0	(1,000)		31.5	(9,200)
				40.0	(12,000)

（ﾛ）将来の系統構成は，5 年程度先を目標といたします。（断路器および変流器についても同様といたします。）

ハ　断　路　器

断路器は，当社が通常使用しているもののなかで，その回路電圧に応じ，最大負荷時の電流および現に構成され，また将来構成されることが予想されている系統構成について計算した短絡容量から判断し，必要最小のものを使用いたします。

ニ　変　流　器

変流器は，当社が通常使用しているもののなかで，その回路電圧に応じ，最大負荷時の電流および現に構成され，また将来構成されることが予想されている系統構成について計算した短絡容量から判断し，必要最小のものを使用いたします。

託送供給等約款　2025 年 4 月 1 日実施

（ﾛ）特別高圧で引出しをする場合

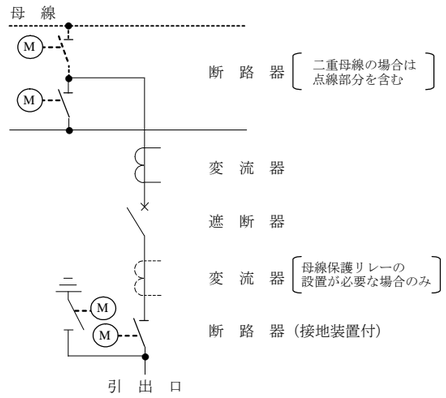

ロ　遮　断　器

（ｲ）遮断器は，当社が通常使用しているもののなかで，その回路電圧に応じ，最大負荷時の電流および現に構成され，また将来構成されることが予想されている系統構成について計算した短絡容量から判断し，次の中から必要最小のものを選定いたします。

遮　断　器　容　量

定格電圧（Ｖ）	遮断器容量		定格電圧（Ｖ）	遮断器容量	
	ｋＡ	（ＭＶＡ）		ｋＡ	（ＭＶＡ）
3,600	16.0	(100)	36,000	16.0	(1,000)
	25.0	(160)		25.0	(1,600)
7,200	12.5	(160)		31.5	(2,000)
	20.0	(250)		40.0	(2,500)
12,000	25.0	(520)	72,000	20.0	(2,500)
				25.0	(3,100)
				31.5	(3,900)
				40.0	(5,000)
24,000	20.0	(830)	168,000	25.0	(7,300)
	25.0	(1,000)		31.5	(9,200)
				40.0	(12,000)

（ﾛ）将来の系統構成は，5 年程度先を目標といたします。（断路器および変流器についても同様といたします。）

ハ　断　路　器

断路器は，当社が通常使用しているもののなかで，その回路電圧に応じ，最大負荷時の電流および現に構成され，また将来構成されることが予想されている系統構成について計算した短絡容量から判断し，必要最小のものを使用いたします。

ニ　変　流　器

変流器は，当社が通常使用しているもののなかで，その回路電圧に応じ，最大負荷時の電流および現に構成され，また将来構成されることが予想されている系統構成について計算した短絡容量から判断し，必要最小のものを使用いたします。

託送供給等約款　新旧比較表

託送供給等約款　2024年10月1日実施	託送供給等約款　2025年4月1日実施
ホ　配　電　盤 配電盤には，原則として電流計および遮断器操作用ハンドルならびに運転に必要な器具を取り付けるものといたします。また，必要に応じ電力計，電圧計，無効電力計等を取り付けるものといたします。	ホ　配　電　盤 配電盤には，原則として電流計および遮断器操作用ハンドルならびに運転に必要な器具を取り付けるものといたします。また，必要に応じ電力計，電圧計，無効電力計等を取り付けるものといたします。
ヘ　保 護 装 置 電線路には，短絡または地絡を生じた場合に自動的に電路を遮断するために必要な保護装置を施設いたします。	ヘ　保 護 装 置 電線路には，短絡または地絡を生じた場合に自動的に電路を遮断するために必要な保護装置を施設いたします。
ト　変電設備の設計 変電設備の形式，付属設備等は，その変電所において，他に施設される設備と同等のものをこえないものといたします。	ト　変電設備の設計 変電設備の形式，付属設備等は，その変電所において，他に施設される設備と同等のものをこえないものといたします。
(6) 保安通信設備	(6) 保安通信設備
イ　一 般 基 準	イ　一 般 基 準
(ｲ) 保安通信設備の施設	(ｲ) 保安通信設備の施設
a　保安通信用電話設備は，原則として特別高圧で受電または供給する場合に施設いたします。	a　保安通信用電話設備は，原則として特別高圧で受電または供給する場合に施設いたします。
b　系統保護用信号伝送装置等電話設備以外の保安通信設備は，当該供給電線路の保護および運用上必要な場合に施設いたします。	b　系統保護用信号伝送装置等電話設備以外の保安通信設備は，当該供給電線路の保護および運用上必要な場合に施設いたします。
(ﾛ) 通 信 方 式 保安通信設備は，通信ケーブル，通信線搬送または電力線搬送，マイクロ波無線による伝送路設備のうち技術的，経済的に最も適当な方式によるものとし，施設方法は，以下のロ，ハ，ニ，ホ，ヘ，トといたします。 なお，通信線搬送における通信線路は，通信ケーブルおよび光ファイバケーブル（光ファイバ複合架空地線〔以下「ＯＰＧＷ」といいます。〕を含む）といたします。	(ﾛ) 通 信 方 式 保安通信設備は，通信ケーブル，通信線搬送または電力線搬送，マイクロ波無線による伝送路設備のうち技術的，経済的に最も適当な方式によるものとし，施設方法は，以下のロ，ハ，ニ，ホ，ヘ，トといたします。 なお，通信線搬送における通信線路は，通信ケーブルおよび光ファイバケーブル（光ファイバ複合架空地線〔以下「ＯＰＧＷ」といいます。〕を含む）といたします。
(ﾊ) 経　過　地 保安通信設備の経過地は，技術上，地形，用地事情および保守，保安に支障のない範囲で，保安通信設備が最も経済的に施設できるよう選定いたします。	(ﾊ) 経　過　地 保安通信設備の経過地は，技術上，地形，用地事情および保守，保安に支障のない範囲で，保安通信設備が最も経済的に施設できるよう選定いたします。
ロ　架空通信線路 架空通信線路は，伝送距離，必要回線数等に応じた通信ケーブルまたは光ファイバケーブル（ＯＰＧＷを除きます。）とし，原則として電柱へ添架することといたします。ただし，技術上または経済上適当でない場合は独立通信線路を施設といたします。 なお，ＯＰＧＷは，(4)ロ(ﾄ)の架空地線等耐雷施設の設置に準じて施設いたします。	ロ　架空通信線路 架空通信線路は，伝送距離，必要回線数等に応じた通信ケーブルまたは光ファイバケーブル（ＯＰＧＷを除きます。）とし，原則として電柱へ添架することといたします。ただし，技術上または経済上適当でない場合は独立通信線路を施設といたします。 なお，ＯＰＧＷは，(4)ロ(ﾄ)の架空地線等耐雷施設の設置に準じて施設いたします。
ハ　地中通信線路 地中通信線路は，伝送距離，必要回線数等に応じた通信ケーブルまたは光ファイバケーブル（ＯＰＧＷを除きます。）とし，施設方式は，原則として管路式といたします。ただし，次の場合は直接埋設式または暗きょ式によることがあります。	ハ　地中通信線路 地中通信線路は，伝送距離，必要回線数等に応じた通信ケーブルまたは光ファイバケーブル（ＯＰＧＷを除きます。）とし，施設方式は，原則として管路式といたします。ただし，次の場合は直接埋設式または暗きょ式によることがあります。
(ｲ) 直接埋設式 車輌その他の重量物の圧力を受けるおそれがなく，かつ，再掘削が容易にできる場合	(ｲ) 直接埋設式 車輌その他の重量物の圧力を受けるおそれがなく，かつ，再掘削が容易にできる場合
(ﾛ) 暗 き ょ 式 当該通信線路を含めて多数のケーブルを同一場所に施設する場合	(ﾛ) 暗 き ょ 式 当該通信線路を含めて多数のケーブルを同一場所に施設する場合
ニ　通信線搬送設備 通信線搬送設備は，伝送距離，伝送回線数，信頼度等の施設条件を考慮して，最適なものを施設いたします。	ニ　通信線搬送設備 通信線搬送設備は，伝送距離，伝送回線数，信頼度等の施設条件を考慮して，最適なものを施設いたします。

託送供給等約款　新旧比較表

託送供給等約款　2024 年 10 月 1 日実施	託送供給等約款　2025 年 4 月 1 日実施
ホ　電力線搬送設備 電力線搬送設備は，伝送距離，伝送回線数，信頼度等の施設条件を考慮して，最適なものを施設いたします。 なお，電力線搬送設備の結合方式は，原則として線間結合方式といたします。 ヘ　マイクロ波無線設備（空中線系を含みます。） マイクロ波無線設備は，伝送距離，伝送回線数，信頼度等の施設条件を考慮して，最適なものを施設いたします。 ト　その他 (ｲ) 系統保護用信号伝送装置 系統保護用信号伝送装置は，当該供給電線路の保護方式に合致した型式のものを施設いたします。 (ﾛ) 給電情報伝送装置 給電情報伝送装置は，サイクリック伝送方式を標準といたします。 チ　保 安 装 置 保安通信設備に対する保安装置は，有線電気通信法，電気設備に関する技術基準ならびに電力保安通信規程およびこれら関係法令類に定められたところにより施設いたします。	ホ　電力線搬送設備 電力線搬送設備は，伝送距離，伝送回線数，信頼度等の施設条件を考慮して，最適なものを施設いたします。 なお，電力線搬送設備の結合方式は，原則として線間結合方式といたします。 ヘ　マイクロ波無線設備（空中線系を含みます。） マイクロ波無線設備は，伝送距離，伝送回線数，信頼度等の施設条件を考慮して，最適なものを施設いたします。 ト　その他 (ｲ) 系統保護用信号伝送装置 系統保護用信号伝送装置は，当該供給電線路の保護方式に合致した型式のものを施設いたします。 (ﾛ) 給電情報伝送装置 給電情報伝送装置は，サイクリック伝送方式を標準といたします。 チ　保 安 装 置 保安通信設備に対する保安装置は，有線電気通信法，電気設備に関する技術基準ならびに電力保安通信規程およびこれら関係法令類に定められたところにより施設いたします。
15 スポットネットワーク方式の工事費の算式 70（供給地点への供給設備の工事費負担金）(1)ロ(ｲ) a (c)の工事費の算定は，次の算式によります。 $\text{工事費相当額}\times\text{工事こう長}\times\frac{1}{100}\times\frac{\text{新増加接続送電サービス契約電力}}{\text{利用回線数}-1}$ この場合，工事費相当額は，次のとおりといたします。 70（供給地点への供給設備の工事費負担金）(1)ロ(ｲ) a (b)の工事費単価×｛100 パーセント＋20 パーセント×（利用回線数－1）｝	**15 スポットネットワーク方式の工事費の算式** 70（供給地点への供給設備の工事費負担金）(1)ロ(ｲ) a (c)の工事費の算定は，次の算式によります。 $\text{工事費相当額}\times\text{工事こう長}\times\frac{1}{100}\times\frac{\text{新増加接続送電サービス契約電力}}{\text{利用回線数}-1}$ この場合，工事費相当額は，次のとおりといたします。 70（供給地点への供給設備の工事費負担金）(1)ロ(ｲ) a (b)の工事費単価×｛100 パーセント＋20 パーセント×（利用回線数－1)｝

託送供給等約款別冊　系統連系技術要件　新旧比較表

託送供給等約款別冊　系統連系技術要件　2024 年 4 月 1 日実施	託送供給等約款別冊　系統連系技術要件　2025 年 4 月 1 日実施
託送供給等約款別冊 系統連系技術要件	託送供給等約款別冊 系統連系技術要件
~~2024~~ 年 4 月 1 日実施	2025 年 4 月 1 日実施
東北電力ネットワーク株式会社	東北電力ネットワーク株式会社

託送供給等約款別冊　系統連系技術要件　新旧比較表

託送供給等約款別冊　系統連系技術要件　2024 年 4 月 1 日実施	託送供給等約款別冊　系統連系技術要件　2025 年 4 月 1 日実施
託送供給等約款別冊 系統連系技術要件	託送供給等約款別冊 系統連系技術要件
目　　次	目　　次
Ⅰ　総　　則 1　目　　的……1 2　適用の範囲……1 3　協　　議……1 Ⅱ　発電者の系統連系技術要件（低圧） 4　電 気 方 式……2 5　運転可能周波数……2 6　力　　率……2 7　高　調　波……~~2~~ 8　需給バランス制約による発電設備等の出力の抑制……3 9　送電容量制約による発電設備等の出力の抑制……3 10　不要解列の防止……3 11　保護装置の設置場所……6 12　保護リレーの設置相数……~~6~~ 13　保護装置の設置……7 14　解 列 箇 所……8 ~~15~~　接 地 方 式……8 ~~16~~　直流流出防止変圧器の設置……8 ~~17~~　電 圧 変 動……~~8~~ ~~18~~　短 絡 容 量……~~10~~ ~~19~~　過電流引き外し素子を有する遮断器の設置……~~10~~ ~~20~~　発電設備等の種類……~~10~~ ~~21~~　サイバーセキュリティ対策……~~10~~ ~~22~~　発電機諸元……11 Ⅲ　発電者の系統連系技術要件（高圧） ~~23~~　電 気 方 式……~~12~~ ~~24~~　運転可能周波数……~~12~~ ~~25~~　力　　率……~~12~~ ~~26~~　高　調　波……~~12~~ ~~27~~　需給バランス制約による発電設備等の出力の抑制……~~12~~ ~~28~~　送電容量制約による発電設備等の出力の抑制……~~12~~ ~~29~~　不要解列の防止……~~13~~ ~~30~~　保護装置の設置場所……~~15~~ ~~31~~　保護リレーの設置相数……~~15~~ ~~32~~　保護装置の設置……~~16~~ ~~33~~　解 列 箇 所……~~17~~ ~~34~~　自動負荷制限……~~17~~	Ⅰ　総　　則 1　目　　的……1 2　適用の範囲……1 3　協　　議……1 Ⅱ　発電者の系統連系技術要件（低圧） 4　電 気 方 式……2 5　運転可能周波数・並列時許容周波数……2 6　力　　率……2 7　高　調　波……3 8　需給バランス制約による発電設備等の出力の抑制……3 9　送電容量制約による発電設備等の出力の抑制……3 10　不要解列の防止……3 11　保護装置の設置場所……6 12　保護リレーの設置相数……7 13　保護装置の設置……7 14　解 列 箇 所……8 15　発電機運転制御装置の付加……8 16　接 地 方 式……8 17　直流流出防止変圧器の設置……8 18　電 圧 変 動……9 19　短 絡 容 量……11 20　過電流引き外し素子を有する遮断器の設置……11 21　発電設備等の種類……11 22　サイバーセキュリティ対策……11 23　発電機諸元……11 Ⅲ　発電者の系統連系技術要件（高圧） 24　電 気 方 式……13 25　運転可能周波数・並列時許容周波数……13 26　力　　率……13 27　高　調　波……13 28　需給バランス制約による発電設備等の出力の抑制……14 29　送電容量制約による発電設備等の出力の抑制……14 30　不要解列の防止……14 31　保護装置の設置場所……17 32　保護リレーの設置相数……17 33　保護装置の設置……18 34　解 列 箇 所……19 35　発電機運転制御装置の付加……19 36　自動負荷制限……20

託送供給等約款別冊　系統連系技術要件　新旧比較表

託送供給等約款別冊　系統連系技術要件　2024 年 4 月 1 日実施	託送供給等約款別冊　系統連系技術要件　2025 年 4 月 1 日実施
~~35~~　線路無電圧確認装置の設置……~~17~~	37　線路無電圧確認装置の設置……20
~~36~~　接 地 方 式……~~18~~	38　接 地 方 式……20
~~37~~　直流流出防止変圧器の設置……~~18~~	39　直流流出防止変圧器の設置……20
~~38~~　電 圧 変 動……~~18~~	40　電 圧 変 動……21
~~39~~　短 絡 容 量……~~20~~	41　短 絡 容 量……23
~~40~~　発電機定数・諸元……~~20~~	42　発電機定数・諸元……23
~~41~~　昇圧用変圧器……~~22~~	43　昇圧用変圧器……24
~~42~~　連 絡 体 制……~~22~~	44　連 絡 体 制……24
~~43~~　バンク逆潮流の制限……~~22~~	45　バンク逆潮流の制限……25
44　サイバーセキュリティ対策……~~22~~	46　サイバーセキュリティ対策……25
Ⅳ　発電者の系統連系技術要件（特別高圧）	**Ⅳ　発電者の系統連系技術要件（特別高圧）**
~~45~~　電 気 方 式……~~24~~	47　電 気 方 式……26
~~46~~　運転可能周波数・並列時許容周波数……~~24~~	48　運転可能周波数・並列時許容周波数……26
~~47~~　力　　率……~~24~~	49　力　　率……26
~~48~~　高　調　波……~~25~~	50　高　調　波……27
~~49~~　需給バランス制約による発電設備等の出力の抑制……~~25~~	51　需給バランス制約による発電設備等の出力の抑制……27
~~50~~　送電容量制約による発電設備等の出力の抑制……~~25~~	52　送電容量制約による発電設備等の出力の抑制……27
~~51~~　不要解列の防止……~~25~~	53　不要解列の防止……27
~~52~~　保護装置の設置……~~27~~	54　保護装置の設置……29
~~53~~　再閉路方式……~~30~~	55　再閉路方式……32
~~54~~　保護装置の設置場所……~~30~~	56　保護装置の設置場所……32
~~55~~　解 列 箇 所……~~30~~	57　解 列 箇 所……32
~~56~~　保護リレーの設置相数……~~30~~	58　保護リレーの設置相数……33
~~57~~　自動負荷制限・発電抑制……~~31~~	59　自動負荷制限・発電抑制……33
~~58~~　線路無電圧確認装置の設置……~~31~~	60　線路無電圧確認装置の設置……33
~~59~~　発電機運転制御装置の付加……~~32~~	61　発電機運転制御装置の付加……34
~~60~~　中性点接地装置の付加と電磁誘導障害防止対策の実施……~~34~~	62　中性点接地装置の付加と電磁誘導障害防止対策の実施……38
~~61~~　直流流出防止変圧器の設置……~~34~~	63　直流流出防止変圧器の設置……38
~~62~~　電 圧 変 動……~~35~~	64　電 圧 変 動……38
~~63~~　出力変動対策……~~36~~	65　出力変動対策……39
~~64~~　短絡・地絡電流対策……~~36~~	66　短絡・地絡電流対策……40
~~65~~　発電機定数・諸元……~~36~~	67　発電機定数・諸元……40
~~66~~　昇圧用変圧器……~~39~~	68　昇圧用変圧器……43
~~67~~　連 絡 体 制……~~39~~	69　連 絡 体 制……43
~~68~~　電気現象記録装置……~~40~~	70　電気現象記録装置……45
~~69~~　サイバーセキュリティ対策……~~41~~	71　サイバーセキュリティ対策……45
Ⅴ　需要者の系統連系技術要件（低圧）	**Ⅴ　需要者の系統連系技術要件（低圧）**
~~70~~　力率の保持……~~42~~	72　力率の保持……46
~~71~~　保護装置の設置……~~42~~	73　保護装置の設置……46
~~72~~　そ　の　他……~~42~~	74　そ　の　他……46
Ⅵ　需要者の系統連系技術要件（高圧）	**Ⅵ　需要者の系統連系技術要件（高圧）**
~~73~~　力　　率……~~43~~	75　力　　率……47
~~74~~　高調波対策の実施……~~43~~	76　高調波対策の実施……47
~~75~~　保護協調の実施……44	77　保護協調の実施……48

託送供給等約款別冊　系統連系技術要件　新旧比較表

託送供給等約款別冊　系統連系技術要件　2024 年 4 月 1 日実施	託送供給等約款別冊　系統連系技術要件　2025 年 4 月 1 日実施
~~76~~　保護装置の設置……~~44~~ ~~77~~　保護装置の設置場所……~~44~~ ~~78~~　遮 断 箇 所……~~44~~ ~~79~~　電圧等の安定保持対策……~~44~~ ~~80~~　サイバーセキュリティ対策……~~45~~ ~~81~~　そ　の　他……~~45~~ **Ⅶ　需要者の系統連系技術要件（特別高圧）** ~~82~~　力　　率……~~46~~ ~~83~~　保護協調の実施……~~46~~ ~~84~~　保護装置の設置……~~46~~ ~~85~~　保護装置の設置場所および設置相数……~~47~~ ~~86~~　解 列 箇 所……~~47~~ ~~87~~　線路無電圧確認装置の設置……~~47~~ ~~88~~　電力品質対策の実施……~~47~~ ~~89~~　保安通信電話の設置……~~49~~ ~~90~~　給電情報伝送装置の設置……~~49~~ ~~91~~　サイバーセキュリティ対策……~~49~~	78　保護装置の設置……48 79　保護装置の設置場所……48 80　遮 断 箇 所……48 81　電圧等の安定保持対策……48 82　サイバーセキュリティ対策……49 83　そ　の　他……49 **Ⅶ　需要者の系統連系技術要件（特別高圧）** 84　力　　率……50 85　保護協調の実施……50 86　保護装置の設置……50 87　保護装置の設置場所および設置相数……51 88　解 列 箇 所……51 89　線路無電圧確認装置の設置……51 90　電力品質対策の実施……51 91　保安通信電話の設置……53 92　給電情報伝送装置の設置……53 93　サイバーセキュリティ対策……53
Ⅰ　総　　則 **1　目　　的** この系統連系技術要件（以下「この要件」といいます。）は，託送供給等約款 8（契約の要件）(1) ニおよび (2) ハにもとづき，「電力品質確保に係る系統連系技術要件ガイドライン」その他のルール等を踏まえ，電気設備を当社の電力系統（以下「系統」といいます。）に電気的に接続（以下「連系」といいます。）するにあたり遵守していただく技術要件を定めたものです。	**Ⅰ　総　　則** **1　目　　的** この系統連系技術要件（以下「この要件」といいます。）は，託送供給等約款 8（契約の要件）(1) ニおよび (2) ハにもとづき，「電力品質確保に係る系統連系技術要件ガイドライン」その他のルール等を踏まえ，電気設備を当社の電力系統（以下「系統」といいます。）に電気的に接続（以下「連系」といいます。）するにあたり遵守していただく技術要件を定めたものです。
2　適用の範囲 この要件は，発電者の発電設備および蓄電池（以下「発電設備等」といいます。）ならびに需要設備または需要者の需要設備を系統に連系する場合に適用いたします。既に系統に連系している発電設備等であっても，当該設備等のリプレース時やパワーコンディショナー等の装置切替時，または系統運用に支障を来すおそれがある場合（リレー整定値等の設定変更必要時等）には，この要件を適用いたします。また，需要者が需要場所内において発電設備等を連系する場合についても，この要件を適用いたします。	**2　適用の範囲** この要件は，発電者の発電設備および蓄電池（以下「発電設備等」といいます。）ならびに需要設備または需要者の需要設備を系統に連系する場合に適用いたします。既に系統に連系している発電設備等であっても，当該設備等のリプレース時やパワーコンディショナー等の装置切替時，または系統運用に支障を来すおそれがある場合（リレー整定値等の設定変更必要時等）には，この要件を適用いたします。また，需要者が需要場所内において発電設備等を連系する場合についても，この要件を適用いたします。
3　協　　議 この要件は，系統連系に関する技術要件であり，実際の連系にあたっては，この要件に定めのない事項も含め，個別に協議させていただきます。	**3　協　　議** この要件は，系統連系に関する技術要件であり，実際の連系にあたっては，この要件に定めのない事項も含め，個別に協議させていただきます。
Ⅱ　発電者の系統連系技術要件（低圧） **4　電 気 方 式** 発電設備等の電気方式は，次の場合を除き，連系する系統の電気方式（交流単相 2 線式・単相 3 線式・三相 3 線式・三相 4 線式）と同一としていただきます。 (1) 最大使用電力に比べ発電設備等の容量が非常に小さく，相間の不平衡による影響が実態上問題とならない場合	**Ⅱ　発電者の系統連系技術要件（低圧）** **4　電 気 方 式** 発電設備等の電気方式は，次の場合を除き，連系する系統の電気方式（交流単相 2 線式・単相 3 線式・三相 3 線式・三相 4 線式）と同一としていただきます。 (1) 最大使用電力に比べ発電設備等の容量が非常に小さく，相間の不平衡による影響が実態上問題とならない場合

託送供給等約款別冊　系統連系技術要件　新旧比較表

託送供給等約款別冊　系統連系技術要件　2024 年 4 月 1 日実施	託送供給等約款別冊　系統連系技術要件　2025 年 4 月 1 日実施
(2) 単相 3 線式の系統に単相 2 線式 200 ボルトの発電設備等を連系する場合に，受電点の遮断器を開放したときなどに負荷の不平衡により生じる過電圧に対して逆変換装置を停止する対策，または発電設備等を解列する対策を行なう場合	(2) 単相 3 線式の系統に単相 2 線式 200 ボルトの発電設備等を連系する場合に，受電点の遮断器を開放したときなどに負荷の不平衡により生じる過電圧に対して逆変換装置を停止する対策，または発電設備等を解列する対策を行なう場合
5　運転可能周波数 発電設備等の連続運転可能周波数および運転可能周波数は，次のとおりとしていただきます。 ~~(1)~~ 連続運転可能周波数：48.5 ヘルツを超え 50.5 ヘルツ以下 ~~(2)~~ 運転可能周波数：47.5 ヘルツ以上 51.5 ヘルツ以下 なお，周波数低下時の運転継続時間は，48.5 ヘルツでは 10 分程度以上，48.0 ヘルツでは 1 分程度以上としていただきます。また，周波数低下リレーの整定値は，原則として，事故時運転継続要件（FRT 要件）の適用を受ける発電設備等は 47.5 ヘルツ，それ以外は 48.5 ヘルツとし，検出時限は自動再閉路時間と協調が取れる範囲の最大値としていただきます。（協調が取れる範囲の最大値：2 秒） ただし，逆変換装置を用いた発電設備等で FRT 要件非適用の設備については，これによ~~らない~~。	**5　運転可能周波数・並列時許容周波数** (1) 運転可能周波数 発電設備等の連続運転可能周波数および運転可能周波数は，次のとおりとしていただきます。 イ 連続運転可能周波数：48.5 ヘルツを超え 50.5 ヘルツ以下 ロ 運転可能周波数：47.5 ヘルツ以上 51.5 ヘルツ以下 なお，周波数低下時の運転継続時間は，48.5 ヘルツでは 10 分程度以上，48.0 ヘルツでは 1 分程度以上としていただきます。また，周波数低下リレーの整定値は，原則として，事故時運転継続要件（FRT 要件）の適用を受ける発電設備等は 47.5 ヘルツ，それ以外は 48.5 ヘルツとし，検出時限は自動再閉路時間と協調が取れる範囲の最大値としていただきます。（協調が取れる範囲の最大値：2 秒） ただし，逆変換装置を用いた発電設備等で FRT 要件非適用の設備については，これによりません。 (2) 並列時許容周波数 系統周波数を適正値に維持する必要があるため，並列時の周波数は並列時許容周波数以内としていただきます。なお，並列時許容周波数は，標準周波数+0.1 ヘルツ以下（設定可能範囲：標準周波数+0.1～+1.0 ヘルツ）としていただきます。ただし，離島など系統固有の事由等により個別に協議させていただく場合があります。
6　力　　率 発電者の受電地点における力率は，連系する系統の電圧を適切に維持するため，原則として系統側からみて遅れ力率 85 パーセント以上とするとともに，進み力率とならないようにしていただきます。 なお，電圧上昇を防止する上でやむを得ない場合には，受電点の力率を系統側からみて遅れ力率 80 パーセントまで制御できるものといたします。	**6　力　　率** 発電者の受電地点における力率は，連系する系統の電圧を適切に維持するため，原則として系統側からみて遅れ力率 85 パーセント以上とするとともに，進み力率とならないようにしていただきます。 なお，電圧上昇を防止する上でやむを得ない場合には，受電点の力率を系統側からみて遅れ力率 80 パーセントまで制御できるものといたします。
7　高　調　波 逆変換装置（二次励磁発電機の系統側変換装置を含みます。）を用いた発電設備等を設置する場合は，逆変換装置本体（フィルターを含みます。）の高調波流出電流を総合電流歪率 5 パーセント，各次電流歪率 3 パーセント以下としていただきます。	**7　高　調　波** 逆変換装置（二次励磁発電機の系統側変換装置を含みます。）を用いた発電設備等を設置する場合は，逆変換装置本体（フィルターを含みます。）の高調波流出電流を総合電流歪率 5 パーセント，各次電流歪率 3 パーセント以下としていただきます。
8　需給バランス制約による発電設備等の出力の抑制 逆潮流のある発電設備等のうち，太陽光発電設備および風力発電設備ならびに蓄電池には，当社の求めに応じて，当社からの遠隔制御により 0 パーセントから 100 パーセントの範囲（1 パーセント刻み）で出力（自家消費分を除くことも可）の抑制ができる機能を有する逆変換装置やその他必要な設備を設置する等の対策を実施していただきます。なお，ウィンドファームとしての運用がない風力発電所やウィンドファームコントローラーがない風力発電所については，技術的制約を踏まえ個別協議とします。 逆潮流のある火力発電設備およびバイオマス発電設備（ただし，再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則〔平成 24 年経済産業省令第 46 号，以下「再生可能エネルギー特別措置法施行規則」といいます。〕に定める地域資源バイオマス電源であって，燃料貯蔵や技術に由来する制約等により出力の抑制が困難なものを除~~く~~。）は，発電出力を技術的に合理的な範囲で最大限抑制し，多くとも 50 パーセント以下に抑制するために必要な機能を具備していただきます。なお，停止による対応も可能とします。自家消費を主な目的とした発電設備については，個別の事情を踏まえ対策の内容を協議させていただきます。	**8　需給バランス制約による発電設備等の出力の抑制** 逆潮流のある発電設備等のうち，太陽光発電設備および風力発電設備ならびに蓄電池には，当社の求めに応じて，当社からの遠隔制御により 0 パーセントから 100 パーセントの範囲（1 パーセント刻み）で出力（自家消費分を除くことも可能とします。）の抑制ができる機能を有する逆変換装置やその他必要な設備を設置する等の対策を実施していただきます。なお，ウィンドファームとしての運用がない風力発電所やウィンドファームコントローラーがない風力発電所については，技術的制約を踏まえ個別協議とします。 逆潮流のある火力発電設備およびバイオマス発電設備（ただし，再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則〔平成 24 年経済産業省令第 46 号，以下「再生可能エネルギー特別措置法施行規則」といいます。〕に定める地域資源バイオマス電源であって，燃料貯蔵や技術に由来する制約等により出力の抑制が困難なものを除きます。）は，発電出力を技術的に合理的な範囲で最大限抑制し，その最低出力を発電端の定格出力に対して，火力発電設備（混焼バイオマス発電設備を含みます。）については多くとも 30 パーセント以下，バイオマス発電設備については多くとも 50 パーセント以下に抑制するために必要な機能を具備していただきます。なお，停止による対応も可能とします。自家消費を主な目的とし

託送供給等約款別冊　系統連系技術要件　新旧比較表

<table>
<tr><th>託送供給等約款別冊　系統連系技術要件　2024 年 4 月 1 日実施</th><th>託送供給等約款別冊　系統連系技術要件　2025 年 4 月 1 日実施</th></tr>
<tr><td></td><td>た発電設備については，個別の事情を踏まえ対策の内容を協議させていただきます。実証設備の実証期間中の扱いについては，技術的制約を踏まえ個別に協議させていただき，実証期間終了後は，再協議させていただきます。</td></tr>
<tr><td>9　送電容量制約による発電設備等の出力の抑制
逆潮流のある発電設備等のうち 10 キロワット以上の設備には，当社の求めに応じて，当社からの遠隔制御により，送電容量制約による出力の抑制ができる機能を有する装置やその他必要な装置を設置する等の対策を行~~うものとする~~。</td><td>9　送電容量制約による発電設備等の出力の抑制
逆潮流のある発電設備等のうち 10 キロワット以上の設備には，当社の求めに応じて，当社からの遠隔制御により，送電容量制約による出力の抑制ができる機能を有する装置やその他必要な装置を設置する等の対策を行なっていただきます。</td></tr>
<tr><td>10　不要解列の防止
(1) 保 護 協 調
発電設備等の故障または系統の事故時に，事故の除去，事故範囲の局限化等を行なうために次の考え方にもとづいて，保護協調を図ることを目的に，適正な保護装置を設置していただきます。
イ　発電設備等の異常および故障に対しては，確実に検出・除去し，連系する系統に事故を波及させないために，発電設備等を即時に解列すること。
ロ　連系する系統の事故に対しては，迅速かつ確実に，発電設備等が解列すること。
ハ　上位系統事故時など，連系する系統の電源が喪失した場合にも発電設備等が高速に解列し，一般需要家を含むいかなる部分系統においても単独運転が生じないこと。
ニ　事故時の再閉路時に，発電設備等が連系する系統から確実に解列されていること。
ホ　連系する系統以外の事故時には，発電設備等は解列しないこと。
(2) 事故時運転継続
系統事故による広範囲の瞬時電圧低下や周波数変動等により，発電設備等の一斉解列や出力低下継続等が発生し，系統全体の電圧・周波数維持に大きな影響を与えることを防止するため，発電設備等の種別毎に定められる事故時運転継続要件（FRT要件）を満たしていただきます。なお，満たすべきFRT要件は次のとおりです。</td><td>10　不要解列の防止
(1) 保 護 協 調
発電設備等の故障または系統の事故時に，事故の除去，事故範囲の局限化等を行なうために次の考え方にもとづいて，保護協調を図ることを目的に，適正な保護装置を設置していただきます。
イ　発電設備等の異常および故障に対しては，確実に検出・除去し，連系する系統に事故を波及させないために，発電設備等を即時に解列すること。
ロ　連系する系統の事故に対しては，迅速かつ確実に，発電設備等が解列すること。
ハ　上位系統事故時など，連系する系統の電源が喪失した場合にも発電設備等が高速に解列し，一般需要家を含むいかなる部分系統においても単独運転が生じないこと。
ニ　事故時の再閉路時に，発電設備等が連系する系統から確実に解列されていること。
ホ　連系する系統以外の事故時には，発電設備等は解列しないこと。
(2) 事故時運転継続
系統事故による広範囲の瞬時電圧低下や周波数変動等により，発電設備等の一斉解列や出力低下継続等が発生し，系統全体の電圧・周波数維持に大きな影響を与えることを防止するため，発電設備等の種別毎に定められる事故時運転継続要件（FRT要件）を満たしていただきます。なお，満たすべきFRT要件は次のとおりです。</td></tr>
</table>

発電設備等		電圧低下			周波数変動（運転継続）
		残電圧 20%以上（運転継続）	残電圧 20%未満（運転継続またはｹﾞｰﾄﾌﾞﾛｯｸ）	残電圧 52%以上・位相変化 41 度以下（運転継続）	50Hz 系統
単相	太陽光	・電圧低下継続時間 1.0 秒以下 ・電圧復帰後 0.1 秒以内に電圧低下前の出力の 80%以上の出力まで復帰	・電圧低下継続時間 1.0 秒以下 ・電圧復帰後 0.2 秒以内に電圧低下前の出力の 80%以上の出力まで復帰	・電圧低下継続時間 1.0 秒以下 ・電圧復帰後 0.1 秒以内に電圧低下前の出力の 80%以上の出力まで復帰	・ｽﾃｯﾌﾟ状に +0.8Hz，3ｻｲｸﾙ間継続 ・ﾗﾝﾌﾟ上の±2Hz/s（周波数上限）51.5Hz（周波数下限）47.5Hz
	風力	・電圧低下継続時間 1.0 秒以下 ・電圧復帰後 1.0 秒以内に電圧低下前の出力の 80%以上の出力まで復帰	・電圧低下継続時間 1.0 秒以下 ・電圧復帰後 1.0 秒以内に電圧低下前の出力の 80%以上の出力まで復帰	・電圧低下継続時間 1.0 秒以下 ・電圧復帰後 1.0 秒以内に電圧低下前の出力の 80%以上の出力まで復帰	・ｽﾃｯﾌﾟ状に +0.8Hz，3ｻｲｸﾙ間継続 ・ﾗﾝﾌﾟ上の±2Hz/s（周波数上限）51.5Hz（周波数下限）47.5Hz

発電設備等		電圧低下			周波数変動（運転継続）
		残電圧 20%以上（運転継続）	残電圧 20%未満（運転継続またはｹﾞｰﾄﾌﾞﾛｯｸ）	残電圧 52%以上・位相変化 41 度以下（運転継続）	50Hz 系統
単相	太陽光	・電圧低下継続時間 1.0 秒以下 ・電圧復帰後 0.1 秒以内に電圧低下前の出力の 80%以上の出力まで復帰	・電圧低下継続時間 1.0 秒以下 ・電圧復帰後 0.2 秒以内に電圧低下前の出力の 80%以上の出力まで復帰	・電圧低下継続時間 1.0 秒以下 ・電圧復帰後 0.1 秒以内に電圧低下前の出力の 80%以上の出力まで復帰	・ｽﾃｯﾌﾟ状に +0.8Hz，3ｻｲｸﾙ間継続 ・ﾗﾝﾌﾟ上の±2Hz/s（周波数上限）51.5Hz（周波数下限）47.5Hz
	風力	・電圧低下継続時間 1.0 秒以下 ・電圧復帰後 1.0 秒以内に電圧低下前の出力の 80%以上の出力まで復帰	・電圧低下継続時間 1.0 秒以下 ・電圧復帰後 1.0 秒以内に電圧低下前の出力の 80%以上の出力まで復帰	・電圧低下継続時間 1.0 秒以下 ・電圧復帰後 1.0 秒以内に電圧低下前の出力の 80%以上の出力まで復帰	・ｽﾃｯﾌﾟ状に +0.8Hz，3ｻｲｸﾙ間継続 ・ﾗﾝﾌﾟ上の±2Hz/s（周波数上限）51.5Hz（周波数下限）47.5Hz

託送供給等約款別冊　系統連系技術要件　新旧比較表

託送供給等約款別冊　系統連系技術要件　2024 年 4 月 1 日実施							託送供給等約款別冊　系統連系技術要件　2025 年 4 月 1 日実施						
	蓄電池		・電圧低下継続時間 1.0 秒以下 ・電圧復帰後 0.1 秒以内に電圧低下前の出力の 80%以上の出力まで復帰（RPR が設置される場合は出力電力特性と RPR の協調を図るため，0.4 秒以内の復帰としてもよい。）	・電圧低下継続時間 1.0 秒以下 ・電圧復帰後 1.0 秒以内に電圧低下前の出力の 80%以上の出力まで復帰	・電圧低下継続時間 1.0 秒以下 ・電圧復帰後 0.1 秒以内に電圧低下前の出力の 80%以上の出力まで復帰（RPR が設置される場合は出力電力特性と RPR の協調を図るため，0.4 秒以内の復帰としてもよい。）	・ｽﾃｯﾌﾟ状に +0.8Hz，3 ｻｲｸﾙ間継続 ・ﾗﾝﾌﾟ上の±2Hz/s（周波数上限） 51.5Hz （周波数下限） 47.5Hz	蓄電池		・電圧低下継続時間 1.0 秒以下 ・電圧復帰後 0.1 秒以内に電圧低下前の出力の 80%以上の出力まで復帰（RPR が設置される場合は出力電力特性と RPR の協調を図るため，0.4 秒以内の復帰としてもよい。）	・電圧低下継続時間 1.0 秒以下 ・電圧復帰後 1.0 秒以内に電圧低下前の出力の 80%以上の出力まで復帰	・電圧低下継続時間 1.0 秒以下 ・電圧復帰後 0.1 秒以内に電圧低下前の出力の 80%以上の出力まで復帰（RPR が設置される場合は出力電力特性と RPR の協調を図るため，0.4 秒以内の復帰としてもよい。）	・ｽﾃｯﾌﾟ状に +0.8Hz，3 ｻｲｸﾙ間継続 ・ﾗﾝﾌﾟ上の±2Hz/s（周波数上限） 51.5Hz （周波数下限） 47.5Hz
	燃料電池		・電圧低下継続時間 0.3 秒以下 ・電圧復帰後 1.0 秒以内に電圧低下前の出力の 80%以上の出力まで復帰	・電圧低下継続時間 0.3 秒以下 ・電圧復帰後 1.0 秒以内に電圧低下前の出力の 80%以上の出力まで復帰	・電圧低下継続時間 0.3 秒以下 ・電圧復帰後 1.0 秒以内に電圧低下前の出力の 80%以上の出力まで復帰	・ｽﾃｯﾌﾟ状に +0.8Hz，3 ｻｲｸﾙ間継続 ・ﾗﾝﾌﾟ上の±2Hz/s（周波数上限） 51.5Hz （周波数下限） 47.5Hz	燃料電池		・電圧低下継続時間 0.3 秒以下 ・電圧復帰後 1.0 秒以内に電圧低下前の出力の 80%以上の出力まで復帰	・電圧低下継続時間 0.3 秒以下 ・電圧復帰後 1.0 秒以内に電圧低下前の出力の 80%以上の出力まで復帰	・電圧低下継続時間 0.3 秒以下 ・電圧復帰後 1.0 秒以内に電圧低下前の出力の 80%以上の出力まで復帰	・ｽﾃｯﾌﾟ状に +0.8Hz，3 ｻｲｸﾙ間継続 ・ﾗﾝﾌﾟ上の±2Hz/s（周波数上限） 51.5Hz （周波数下限） 47.5Hz
	ガスエンジン	単機出力 2kW 未満	・電圧低下継続時間 0.3 秒以下 ・電圧復帰後 1.0 秒以内に電圧低下前の出力の 80%以上の出力まで復帰	・電圧低下継続時間 0.3 秒以下 ・電圧復帰後 1.0 秒以内に電圧低下前の出力の 80%以上の出力まで復帰	・電圧低下継続時間 0.3 秒以下 ・電圧復帰後 1.0 秒以内に電圧低下前の出力の 80%以上の出力まで復帰	・ｽﾃｯﾌﾟ状に +0.8Hz，3 ｻｲｸﾙ間継続 ・ﾗﾝﾌﾟ上の±2Hz/s（周波数上限） 51.5Hz （周波数下限） 47.5Hz	ガスエンジン	単機出力 2kW 未満	・電圧低下継続時間 0.3 秒以下 ・電圧復帰後 1.0 秒以内に電圧低下前の出力の 80%以上の出力まで復帰	・電圧低下継続時間 0.3 秒以下 ・電圧復帰後 1.0 秒以内に電圧低下前の出力の 80%以上の出力まで復帰	・電圧低下継続時間 0.3 秒以下 ・電圧復帰後 1.0 秒以内に電圧低下前の出力の 80%以上の出力まで復帰	・ｽﾃｯﾌﾟ状に +0.8Hz，3 ｻｲｸﾙ間継続 ・ﾗﾝﾌﾟ上の±2Hz/s（周波数上限） 51.5Hz （周波数下限） 47.5Hz
		単機出力 2kW 以上 10kW 未満※						単機出力 2kW 以上 10kW 未満※					
	複数直流入力システム	太陽光+蓄電池	・電圧低下継続時間 1.0 秒以下 ・電圧復帰後 0.1 秒以内に電圧低下前の出力の 80%以上の出力まで復帰（RPR が設置される場合は出力電力特性と RPR の協調を図るため，0.4 秒以内の復帰としてもよい。また，負荷追従制御（構内の負荷電力に応じて出力制御）状態にて復帰動作する場合は，出力復帰中の過渡的な逆潮流による蓄電池動作の停止を防止するため，0.4 秒以内としてもよい。）	・電圧低下継続時間 1.0 秒以下 ・電圧復帰後 1.0 秒以内に電圧低下前の出力の 80%以上の出力まで復帰	・電圧低下継続時間 1.0 秒以下 ・電圧復帰後 0.1 秒以内に電圧低下前の出力の 80%以上の出力まで復帰（RPR が設置される場合は出力電力特性と RPR の協調を図るため，0.4 秒以内の復帰としてもよい。また，負荷追従制御（構内の負荷電力に応じて出力制御）状態にて復帰動作する場合は，出力復帰中の過渡的な逆潮流による蓄電池動作の停止を防止するため，0.4 秒以内としてもよい。）	・ｽﾃｯﾌﾟ状に +0.8Hz，3 ｻｲｸﾙ間継続 ・ﾗﾝﾌﾟ上の±2Hz/s（周波数上限） 51.5Hz （周波数下限） 47.5Hz	複数直流入力システム	太陽光+蓄電池	・電圧低下継続時間 1.0 秒以下 ・電圧復帰後 0.1 秒以内に電圧低下前の出力の 80%以上の出力まで復帰（RPR が設置される場合は出力電力特性と RPR の協調を図るため，0.4 秒以内の復帰としてもよい。また，負荷追従制御（構内の負荷電力に応じて出力制御）状態にて復帰動作する場合は，出力復帰中の過渡的な逆潮流による蓄電池動作の停止を防止するため，0.4 秒以内としてもよい。）	・電圧低下継続時間 1.0 秒以下 ・電圧復帰後 1.0 秒以内に電圧低下前の出力の 80%以上の出力まで復帰	・電圧低下継続時間 1.0 秒以下 ・電圧復帰後 0.1 秒以内に電圧低下前の出力の 80%以上の出力まで復帰（RPR が設置される場合は出力電力特性と RPR の協調を図るため，0.4 秒以内の復帰としてもよい。また，負荷追従制御（構内の負荷電力に応じて出力制御）状態にて復帰動作する場合は，出力復帰中の過渡的な逆潮流による蓄電池動作の停止を防止するため，0.4 秒以内としてもよい。）	・ｽﾃｯﾌﾟ状に +0.8Hz，3 ｻｲｸﾙ間継続 ・ﾗﾝﾌﾟ上の±2Hz/s（周波数上限） 51.5Hz （周波数下限） 47.5Hz

託送供給等約款別冊　系統連系技術要件　新旧比較表

託送供給等約款別冊　系統連系技術要件　2024 年 4 月 1 日実施

		燃料電池 +蓄電池 ｶﾞｽｴﾝｼﾞﾝ +蓄電池	・電圧低下継続時間 0.3 秒以下 ・電圧復帰後 1.0 秒以内に電圧低下前の出力の 80%以上の出力まで復帰	・電圧低下継続時間 0.3 秒以下 ・電圧復帰後 1.0 秒以内に電圧低下前の出力の 80%以上の出力まで復帰	・電圧低下継続時間 0.3 秒以下 ・電圧復帰後 1.0 秒以内に電圧低下前の出力の 80%以上の出力まで復帰	・ｽﾃｯﾌﾟ状に +0.8Hz，3ｻｲｸﾙ間継続 ・ﾗﾝﾌﾟ上の±2Hz/s （周波数上限） 51.5Hz （周波数下限） 47.5Hz
三相	太陽光 蓄電池 燃料電池 ｶﾞｽｴﾝｼﾞﾝ		高圧三相に準ずる	高圧三相に準ずる	高圧三相に準ずる	高圧三相に準ずる
	風力		・電圧低下継続時間 0.3 秒以下 ・電圧復帰後 1.0 秒以内に電圧低下前の出力の 80%以上の出力まで復帰	・電圧低下継続時間 0.3 秒以下 ・電圧復帰後 1.0 秒以内に電圧低下前の出力の 80%以上の出力まで復帰	・電圧低下継続時間 0.3 秒以下 ・電圧復帰後 1.0 秒以内に電圧低下前の出力の 80%以上の出力まで復帰	・ｽﾃｯﾌﾟ状に +0.8Hz，3ｻｲｸﾙ間継続 ・ﾗﾝﾌﾟ上の±2Hz/s （周波数上限） 51.5Hz （周波数下限） 47.5Hz

※発電機能を備えたガスエンジン（空調を主目的としたもの）を除~~く~~

FRT 要件のイメージ（太陽光発電設備を例に記載）

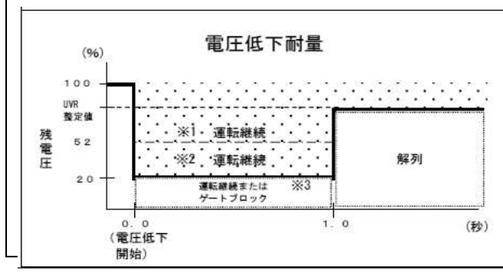

※１　残電圧が５２%以上の場合は電圧低下中に４１°の位相変化を考慮すること

※２　残電圧が２０%以上５２%未満の場合は位相変化がないものとする

※３　位相変化を伴わない電圧低下時に限る（位相変化がある場合は解列可）

託送供給等約款別冊　系統連系技術要件　2025 年 4 月 1 日実施

		燃料電池 +蓄電池 ｶﾞｽｴﾝｼﾞﾝ +蓄電池	・電圧低下継続時間 0.3 秒以下 ・電圧復帰後 1.0 秒以内に電圧低下前の出力の 80%以上の出力まで復帰	・電圧低下継続時間 0.3 秒以下 ・電圧復帰後 1.0 秒以内に電圧低下前の出力の 80%以上の出力まで復帰	・電圧低下継続時間 0.3 秒以下 ・電圧復帰後 1.0 秒以内に電圧低下前の出力の 80%以上の出力まで復帰	・ｽﾃｯﾌﾟ状に +0.8Hz，3ｻｲｸﾙ間継続 ・ﾗﾝﾌﾟ上の±2Hz/s （周波数上限） 51.5Hz （周波数下限） 47.5Hz
三相	太陽光 蓄電池 燃料電池 ｶﾞｽｴﾝｼﾞﾝ		高圧三相に準ずる	高圧三相に準ずる	高圧三相に準ずる	高圧三相に準ずる
	風力		・電圧低下継続時間 0.3 秒以下 ・電圧復帰後 1.0 秒以内に電圧低下前の出力の 80%以上の出力まで復帰	・電圧低下継続時間 0.3 秒以下 ・電圧復帰後 1.0 秒以内に電圧低下前の出力の 80%以上の出力まで復帰	・電圧低下継続時間 0.3 秒以下 ・電圧復帰後 1.0 秒以内に電圧低下前の出力の 80%以上の出力まで復帰	・ｽﾃｯﾌﾟ状に +0.8Hz，3ｻｲｸﾙ間継続 ・ﾗﾝﾌﾟ上の±2Hz/s （周波数上限） 51.5Hz （周波数下限） 47.5Hz

※発電機能を備えたガスエンジン（空調を主目的としたもの）を除きます。

FRT 要件のイメージ（太陽光発電設備を例に記載）

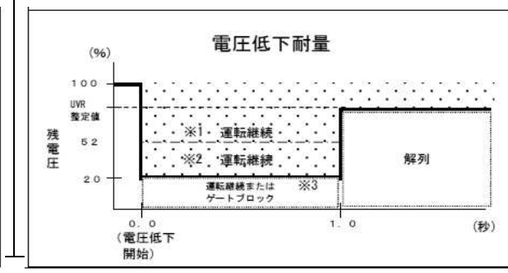

※１　残電圧が５２%以上の場合は電圧低下中に４１°の位相変化を考慮すること

※２　残電圧が２０%以上５２%未満の場合は位相変化がないものとする

※３　位相変化を伴わない電圧低下時に限る（位相変化がある場合は解列可）

託送供給等約款別冊　系統連系技術要件　新旧比較表

託送供給等約款別冊　系統連系技術要件　2024 年 4 月 1 日実施	託送供給等約款別冊　系統連系技術要件　2025 年 4 月 1 日実施
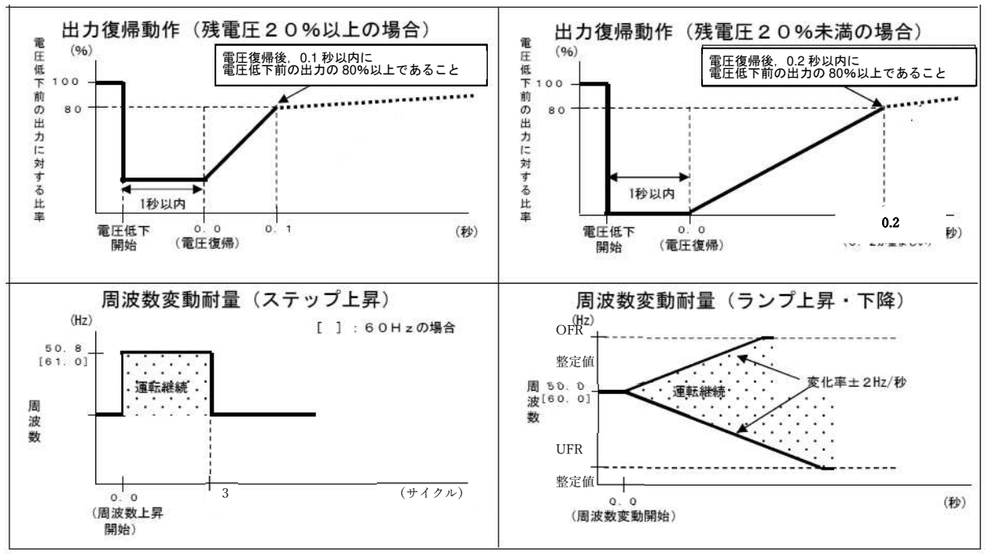	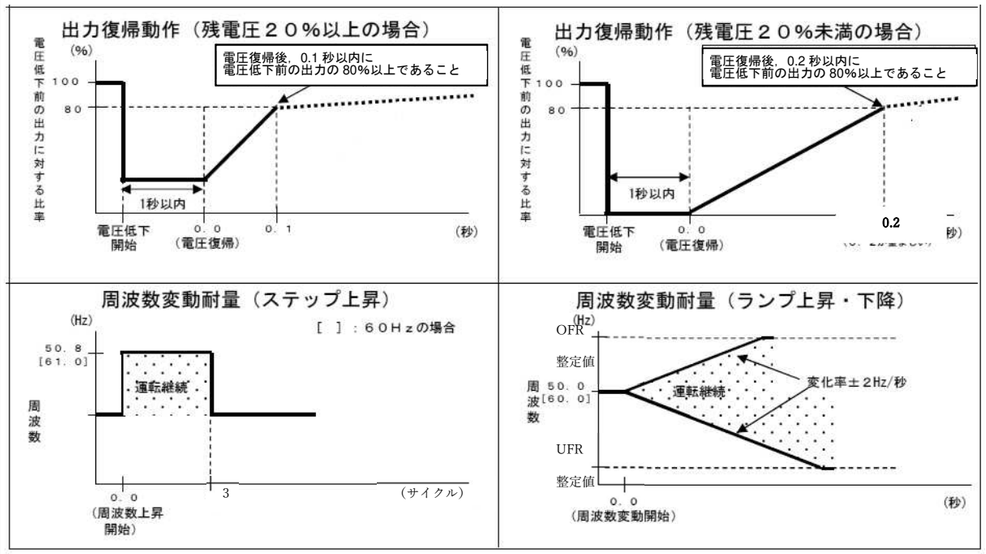
11　保護装置の設置場所 保護装置は，受電地点または故障の検出が可能な場所に設置していただきます。	**11　保護装置の設置場所** 保護装置は，受電地点または故障の検出が可能な場所に設置していただきます。
12　保護リレーの設置相数 保護リレーの設置相数は次のとおりとしていただきます。 (1) 過電圧リレーは，単相 2 線式においては 1 相，単相 3 線式および三相 3 線式については 2 相に設置すること。なお，単相 3 線式では中性線と両電圧線間とすること。 (2) 不足電圧リレーおよび短絡方向リレーは，単相 2 線式においては 1 相，単相 3 線式においては 2 相，三相 3 線式については 3 相に設置すること。なお，単相 3 線式では中性線と両電圧線間とすること。 (3) 周波数上昇リレー，周波数低下リレーおよび逆電力リレーは，単相 2 線式，単相 3 線式および三相 3 線式について 1 相に設置すること。 (4) 逆充電検出の場合は，次のとおりと~~する~~。 イ　不足電力リレーは，単相 2 線式においては 1 相，単相 3 線式においては 2 相，三相 3 線式については 3 相に設置すること。なお，単相 3 線式では中性線と両電圧線間，三相 3 線式では単相負荷がなければ三相電力の合計とすることができ~~る~~。 ロ　不足電圧リレーは，単相 2 線式においては 1 相，単相 3 線式および三相 3 線式については 2 相に設置すること。なお，単相 3 線式では中性線と両電圧線間とすること。	**12　保護リレーの設置相数** 保護リレーの設置相数は次のとおりとしていただきます。 (1) 過電圧リレーは，単相 2 線式においては 1 相，単相 3 線式および三相 3 線式については 2 相に設置すること。なお，単相 3 線式では中性線と両電圧線間とすること。 (2) 不足電圧リレーおよび短絡方向リレーは，単相 2 線式においては 1 相，単相 3 線式においては 2 相，三相 3 線式については 3 相に設置すること。なお，単相 3 線式では中性線と両電圧線間とすること。 (3) 周波数上昇リレー，周波数低下リレーおよび逆電力リレーは，単相 2 線式，単相 3 線式および三相 3 線式について 1 相に設置すること。 (4) 逆充電検出の場合は，次のとおりと<u>していただきます</u>。 イ　不足電力リレーは，単相 2 線式においては 1 相，単相 3 線式においては 2 相，三相 3 線式については 3 相に設置すること。なお，単相 3 線式では中性線と両電圧線間，三相 3 線式では単相負荷がなければ三相電力の合計とすることができ<u>ます</u>。 ロ　不足電圧リレーは，単相 2 線式においては 1 相，単相 3 線式および三相 3 線式については 2 相に設置すること。なお，単相 3 線式では中性線と両電圧線間とすること。
13　保護装置の設置 (1) 発電設備等故障対策 発電設備等故障時の系統保護のため，次に示す保護リレーを設置していただきます。ただし，発電設備等自体の保護装置により，検出できる場合は省略できることといたします。 イ　発電設備等の発電電圧が異常に上昇した場合に，これを検出し時限をもって解列するための過電圧リレーを設置すること。 ロ　発電設備等の発電電圧が異常に低下した場合に，これを検出し時限をもって解列するための不足電圧リレーを設置すること。 (2) 系統側短絡事故対策	**13　保護装置の設置** (1) 発電設備等故障対策 発電設備等故障時の系統保護のため，次に示す保護リレーを設置していただきます。ただし，発電設備等自体の保護装置により，検出できる場合は省略できることといたします。 イ　発電設備等の発電電圧が異常に上昇した場合に，これを検出し時限をもって解列するための過電圧リレーを設置すること。 ロ　発電設備等の発電電圧が異常に低下した場合に，これを検出し時限をもって解列するための不足電圧リレーを設置すること。 (2) 系統側短絡事故対策

託送供給等約款別冊　系統連系技術要件　新旧比較表

託送供給等約款別冊　系統連系技術要件　2024 年 4 月 1 日実施	託送供給等約款別冊　系統連系技術要件　2025 年 4 月 1 日実施
連系する系統における短絡事故時の保護のため，次に示す保護リレーを設置していただきます。 イ　同期発電機の場合は，連系する系統における短絡事故を検出し，発電設備を解列するための短絡方向リレーを設置すること。ただし，発電設備の故障対策用不足電圧リレー，または過電流リレーにより，連系する系統の短絡事故が検出できる場合は，これで代用できる。 ロ　誘導発電機，二次励磁発電機または逆変換装置を用いた発電設備等の場合は，連系する系統の短絡事故時に発電設備等の電圧低下を検出し，発電設備等を解列するための不足電圧リレーを設置すること。 (3) 高低圧混触事故対策 連系する系統の高低圧混触事故を検出し，発電設備等を解列するための受動的方式等の単独運転検出機能を有する装置等を設置していただきます。 (4) 単独運転防止対策 単独運転防止のため，過電圧リレー，不足電圧リレー，周波数上昇リレー，周波数低下リレーおよび次のすべての条件を満たす受動的方式と能動的方式を組み合わせた単独運転検出機能を有する装置を設置していただきます。 イ　連系する系統のインピーダンスや負荷状況等を考慮し，確実に単独運転を検出できること。 ロ　頻繁な不要解列を生じさせないこと。 ハ　能動信号は，系統への影響が実態上問題とならないこと。 単独運転検出機能の整定値例は系統連系規程による。	連系する系統における短絡事故時の保護のため，次に示す保護リレーを設置していただきます。 イ　同期発電機の場合は，連系する系統における短絡事故を検出し，発電設備を解列するための短絡方向リレーを設置すること。ただし，発電設備の故障対策用不足電圧リレー，または過電流リレーにより，連系する系統の短絡事故が検出できる場合は，これで代用できます。 ロ　誘導発電機，二次励磁発電機または逆変換装置を用いた発電設備等の場合は，連系する系統の短絡事故時に発電設備等の電圧低下を検出し，発電設備等を解列するための不足電圧リレーを設置すること。 (3) 高低圧混触事故対策 連系する系統の高低圧混触事故を検出し，発電設備等を解列するための受動的方式等の単独運転検出機能を有する装置等を設置していただきます。 (4) 単独運転防止対策 単独運転防止のため，過電圧リレー，不足電圧リレー，周波数上昇リレー，周波数低下リレーおよび次のすべての条件を満たす受動的方式と能動的方式を組み合わせた単独運転検出機能を有する装置を設置していただきます。 イ　連系する系統のインピーダンスや負荷状況等を考慮し，確実に単独運転を検出できること。 ロ　頻繁な不要解列を生じさせないこと。 ハ　能動信号は，系統への影響が実態上問題とならないこと。 単独運転検出機能の整定値例は系統連系規程による。
14　解 列 箇 所 保護装置が動作した場合の解列箇所は，原則として，系統から発電設備等を解列することができる次のいずれかの箇所としていただきます。なお，当社から解列箇所を指定させていただく場合があります。 (1) 機械的な解列箇所 2 箇所 (2) 機械的な解列箇所 1 箇所と逆変換装置のゲートブロック (3) 発電設備等連絡用遮断器	**14　解 列 箇 所** 保護装置が動作した場合の解列箇所は，原則として，系統から発電設備等を解列することができる次のいずれかの箇所としていただきます。なお，当社から解列箇所を指定させていただく場合があります。 (1) 機械的な解列箇所 2 箇所 (2) 機械的な解列箇所 1 箇所と逆変換装置のゲートブロック (3) 発電設備等連絡用遮断器
	15　発電機運転制御装置の付加 (1) 周波数調整のための機能 イ　出力低下防止機能 火力発電設備およびコージェネレーション（ガスタービン・ガスエンジンを採用したコージェネレーションを除きます。）は，周波数 49.0 ヘルツまでは発電機出力を低下しない，周波数 49.0 ヘルツ以下については，1 ヘルツ低下するごとに 5 パーセント以内の出力低下に抑える，または，一度出力低下しても回復する機能もしくは装置を具備すること。 なお，周波数変動に鋭敏な負荷設備や，構内設備（発電用所内電源を除きます。）への電源供給維持のため，自立運転に移行する必要がある自家用発電設備等については，対策内容を協議させていただきます。
~~15~~　**接 地 方 式** 接地方式は，連系する系統に適合した方式としていただきます。	**16　接 地 方 式** 接地方式は，連系する系統に適合した方式としていただきます。
~~16~~　**直流流出防止変圧器の設置** 逆変換装置を用いて発電設備等を連系する場合は，逆変換装置から直流が系統へ流出することを防止するために，受電地点と逆変換装置との間に変圧器（単巻変圧器を除きます。）を設置していただきます。 ただし，次のすべての条件に適合する場合は，変圧器の設置を省略することができます。	**17　直流流出防止変圧器の設置** 逆変換装置を用いて発電設備等を連系する場合は，逆変換装置から直流が系統へ流出することを防止するために，受電地点と逆変換装置との間に変圧器（単巻変圧器を除きます。）を設置していただきます。 ただし，次のすべての条件に適合する場合は，変圧器の設置を省略することができます。

託送供給等約款別冊　系統連系技術要件　新旧比較表

託送供給等約款別冊　系統連系技術要件　2024 年 4 月 1 日実施	託送供給等約款別冊　系統連系技術要件　2025 年 4 月 1 日実施
(1) 逆変換装置の交流出力側で直流を検出し，交流出力を停止する機能を有すること。 (2) 逆変換装置の直流回路が非接地であること，または逆変換装置に高周波変圧器を用いていること。 なお，設置する変圧器は，直流流出防止専用である必要はありません。	(1) 逆変換装置の交流出力側で直流を検出し，交流出力を停止する機能を有すること。 (2) 逆変換装置の直流回路が非接地であること，または逆変換装置に高周波変圧器を用いていること。 なお，設置する変圧器は，直流流出防止専用である必要はありません。
~~17~~ **電 圧 変 動** (1) 常時電圧変動対策 連系する系統における低圧需要家の電圧を適正値（標準電圧 100 ボルトに対しては 101±6 ボルト，標準電圧 200 ボルトに対しては 202±20 ボルト）以内に維持する必要があ~~るため，~~発電設備等の逆潮流により低圧需要家の電圧が適正値を逸脱するおそれがあるときは，進相無効電力制御機能または出力制御機能により自動的に電圧を調整する対策を行なっていただきます。なお，これにより対応できない場合は，配電線増強等の対策を行ないます。	18 **電 圧 変 動** (1) 常時電圧変動対策 連系する系統における低圧需要家の電圧を適正値（標準電圧 100 ボルトに対しては 101±6 ボルト，標準電圧 200 ボルトに対しては 202±20 ボルト）以内に維持する必要があります。なお，電圧規制点は構内負荷機器への影響を考慮し，原則として受電点とします。ただし，系統側の電圧が電圧上限値に近い場合，発電設備等からの逆潮流の制限により発電電力量が低下する場合は，当該発電設備等設置者以外の低圧需要家への供給電圧が適正値を逸脱するおそれがないことを条件として，電圧規制点を引込柱とします。発電設備等の逆潮流により低圧需要家の電圧が適正値を逸脱するおそれがあるときは，進相無効電力制御機能または出力制御機能により自動的に電圧を調整する対策を行なっていただきます。なお，これにより対応できない場合は，配電線増強等の対策を行ないます。 また，発電設備等のパワーコンディショナーは逆潮流による電圧上昇を抑制する対策として，次に示す対策を行なっていただきます。 イ　発電設備等のパワーコンディショナーに，適正電圧範囲内で常に一定の力率【80 パーセントから 100 パーセント（1 パーセント刻み）】で進相運転を行なう機能（力率一定制御）を有するものを用いること。 ロ　太陽光発電設備（複数直流入力の発電設備等を含みます。）については，現時点における標準的な力率値 95 パーセントに設定すること。ただし，連系点の潮流が順潮流状態の時は，力率を 100 パーセントに制御することも可能とします。 なお，高圧配電線等の系統状況により個別に力率値を指定する場合には，力率値を変更すること。
(2) 瞬時電圧変動対策 発電設備等の並解列時の瞬時電圧変動は常時電圧の 10 パーセント以内とし，次に示す対策を行なっていただきます。 イ　自励式の逆変換装置を用いた発電設備等の場合は，自動的に同期する機能を有するものを用いること。 ロ　他励式の逆変換装置を用いた発電設備等の場合で，並列時の瞬時電圧低下により系統の電圧が常時電圧から 10 パーセントを超えて逸脱するおそれがあるときには，限流リアクトル等を設置すること。 ハ　同期発電機の場合は，制動巻線付きのもの（制動巻線を有しているものと同等以上の乱調防止効果を有する制動巻線付きでない同期発電機を含~~む~~。）とするとともに自動同期検定装置を設置すること。 ニ　二次励磁制御巻線形誘導発電機の場合は，自動同期検定機能を有するものを用いること。 ホ　誘導発電機の場合で，並列時の瞬時電圧低下により系統の電圧が常時電圧から 10 パーセントを超えて逸脱するおそれがあるときは，限流リアクトル等を設置すること。なお，これにより対応できない場合には，同期発電機を用いる等の対策を行なうこと。 ヘ　発電設備等の出力変動や頻繁な並解列が問題となる場合は，出力変動の抑制や並解列の頻度を低減する対策を行なうこと。	(2) 瞬時電圧変動対策 発電設備等の並解列時の瞬時電圧変動は常時電圧の 10 パーセント以内とし，次に示す対策を行なっていただきます。 イ　自励式の逆変換装置を用いた発電設備等の場合は，自動的に同期する機能を有するものを用いること。 ロ　他励式の逆変換装置を用いた発電設備等の場合で，並列時の瞬時電圧低下により系統の電圧が常時電圧から 10 パーセントを超えて逸脱するおそれがあるときには，限流リアクトル等を設置すること。 ハ　同期発電機の場合は，制動巻線付きのもの（制動巻線を有しているものと同等以上の乱調防止効果を有する制動巻線付きでない同期発電機を含みます。）とするとともに自動同期検定装置を設置すること。 ニ　二次励磁制御巻線形誘導発電機の場合は，自動同期検定機能を有するものを用いること。 ホ　誘導発電機の場合で，並列時の瞬時電圧低下により系統の電圧が常時電圧から 10 パーセントを超えて逸脱するおそれがあるときは，限流リアクトル等を設置すること。なお，これにより対応できない場合には，同期発電機を用いる等の対策を行なうこと。 ヘ　発電設備等の出力変動や頻繁な並解列が問題となる場合は，出力変動の抑制や並解列の頻度を低減する対策を行なうこと。
(3) 電圧フリッカ対策	(3) 電圧フリッカ対策

託送供給等約款別冊　系統連系技術要件　新旧比較表

託送供給等約款別冊　系統連系技術要件　2024 年 4 月 1 日実施	託送供給等約款別冊　系統連系技術要件　2025 年 4 月 1 日実施
発電設備等を設置する場合は，発電設備等の頻繁な並解列や出力変動，単独運転検出機能（能動方式）による電圧フリッカにより適正値を逸脱するおそれがあるときは，次に示す電圧フリッカ対策などを行なっていただきます。 イ　風力発電設備等の頻繁な並解列により電圧フリッカが適正値を逸脱するおそれがあるときには，静止型無効電力補償装置（以下， SVC ）の設置やサイリスタ等によるソフトスタート機能を有する装置の設置，配電線の太線化などによる系統インピーダンスの低減などの対策を行なうこと。なお，これにより対応できない場合には，配電線の増強などを行なうか，専用線による連系と~~する~~。 ロ　風力発電設備等の出力変動により電圧フリッカが適正値を逸脱するおそれがあるときには，SVC などを設置や配電線の太線化などによる系統インピーダンスの低減などの対策を行なうこと。なお，これにより対応できない場合には，配電線の増強などを行なうか，専用線による連系と~~する~~。 ハ　単独運転検出機能（能動的方式）による電圧フリッカにより適正値を逸脱するおそれがあるとき（新型能動的方式を具備する場合など）は，無効電力発振の予兆を検出して無効電力の注入を一時的に停止する機能を有する装置の設置などの対策を行なうこと。 また，単独運転検出機能（能動的方式）による電圧フリッカにより，系統運用に支障が発生した場合または発生するおそれがある場合には，発電設備等設置者は当社と協議のうえ，単独運転検出に影響の無い範囲で，周波数フィードバックゲインや無効電力の注入量の上下限値の変更などにより，配電線に注入する無効電力の注入量を低減するなどの対策を講じること。 なお，ソフトウェア改修不可などで対応できない場合については，機器取替や対応時期などを含めて個別協議と~~する~~。 ［対策要否の判定基準例］ 受電点における電圧フリッカレベル（ΔＶ10）を 0.45 ボルト以下（当該設備のみの場合は，0.23 ボルト以下）に維持する。	発電設備等を設置する場合は，発電設備等の頻繁な並解列や出力変動，単独運転検出機能（能動方式）による電圧フリッカにより適正値を逸脱するおそれがあるときは，次に示す電圧フリッカ対策などを行なっていただきます。 イ　風力発電設備等の頻繁な並解列により電圧フリッカが適正値を逸脱するおそれがあるときには，静止型無効電力補償装置（以下，「SVC」といいます。）の設置やサイリスタ等によるソフトスタート機能を有する装置の設置，配電線の太線化などによる系統インピーダンスの低減などの対策を行なうこと。なお，これにより対応できない場合には，配電線の増強などを行なうか，専用線による連系といたします。 ロ　風力発電設備等の出力変動により電圧フリッカが適正値を逸脱するおそれがあるときには，SVC などを設置や配電線の太線化などによる系統インピーダンスの低減などの対策を行なうこと。なお，これにより対応できない場合には，配電線の増強などを行なうか，専用線による連系といたします。 ハ　単独運転検出機能（能動的方式）による電圧フリッカにより適正値を逸脱するおそれがあるとき（新型能動的方式を具備する場合など）は，発生する電圧フリッカの電圧変動周期にかかわらず無効電力発振の予兆を検出して無効電力の注入を一時的に停止する機能を有する装置の設置などの対策を行なうこと。 また，単独運転検出機能（能動的方式）による電圧フリッカにより，系統運用に支障が発生した場合または発生するおそれがある場合には，発電設備等設置者は当社と協議のうえ，単独運転検出に影響の無い範囲で，周波数フィードバックゲインや無効電力の注入量の上下限値の変更などにより，配電線に注入する無効電力の注入量を低減するなどの対策を講じること。 なお，ソフトウェア改修不可などで対応できない場合については，機器取替や対応時期などを含めて個別協議とします。 ［対策要否の判定基準例］ 受電点における電圧フリッカレベル（ΔＶ10）を 0.45 ボルト以下（当該設備のみの場合は，0.23 ボルト以下）に維持すること。
~~18~~ **短 絡 容 量** 発電設備等の連系により系統の短絡容量が他者の遮断器の遮断容量等を上回るおそれがある場合は，短絡電流を制限する装置（限流リアクトル等）を設置していただきます。	19 **短 絡 容 量** 発電設備等の連系により系統の短絡容量が他者の遮断器の遮断容量等を上回るおそれがある場合は，短絡電流を制限する装置（限流リアクトル等）を設置していただきます。
~~19~~ **過電流引き外し素子を有する遮断器の設置** 単相 3 線式の電気方式に連系する場合であって，負荷の不平衡と発電設備等の逆潮流により中性線に負荷線以上の過電流が生じるおそれがあるときは，発電設備等および負荷設備等の並列点よりも系統側に，3 極に過電流引き外し素子を有する遮断器を設置していただきます。	20 **過電流引き外し素子を有する遮断器の設置** 単相 3 線式の電気方式に連系する場合であって，負荷の不平衡と発電設備等の逆潮流により中性線に負荷線以上の過電流が生じるおそれがあるときは，発電設備等および負荷設備等の並列点よりも系統側に，3 極に過電流引き外し素子を有する遮断器を設置していただきます。
~~20~~ **発電設備等の種類** 逆潮流有りの連系とすることができる発電設備等は，逆変換装置を用いた発電設備等に限ります。ただし，逆変換装置を用いない場合でも，逆変換装置を用いた連系の場合と同等の単独運転検出および解列ができ，他の需要家へ影響を及ぼすおそれが無い場合に限り，逆潮流有りの連系とすることができます。	21 **発電設備等の種類** 逆潮流有りの連系とすることができる発電設備等は，逆変換装置を用いた発電設備等に限ります。ただし，逆変換装置を用いない場合でも，逆変換装置を用いた連系の場合と同等の単独運転検出および解列ができ，他の需要家へ影響を及ぼすおそれが無い場合に限り，逆潮流有りの連系とすることができます。
~~21~~ **サイバーセキュリティ対策** 自家用電気工作物（発電事業の用に供するものおよび小規模事業用電気工作物を除~~く~~）に係る遠隔監視システムおよび制御システムは，「自家用電気工作物に係るサイバーセキュリティの確保に関するガイドライン」に準拠した対策を講じていただきます。 上記以外の発電設備等については，サイバー攻撃による発電設備等の異常動作を防止し，または発電設備等がサイバー攻撃を受けた場合に速やかな異常の除去，影響範囲の局限化などを行なうために次のとおり，適切なサイバーセキュリティ対策を講じていただきます。	22 **サイバーセキュリティ対策** 自家用電気工作物（発電事業の用に供するものおよび小規模事業用電気工作物を除きます。）に係る遠隔監視システムおよび制御システムは，「自家用電気工作物に係るサイバーセキュリティの確保に関するガイドライン」に準拠した対策を講じていただきます。 上記以外の発電設備等については，サイバー攻撃による発電設備等の異常動作を防止し，または発電設備等がサイバー攻撃を受けた場合に速やかな異常の除去，影響範囲の局限化などを行なうために次のとおり，適切なサイバーセキュリティ対策を講じていただきます。

託送供給等約款別冊　系統連系技術要件　新旧比較表

<table>
<tr><th>託送供給等約款別冊　系統連系技術要件　2024 年 4 月 1 日実施</th><th>託送供給等約款別冊　系統連系技術要件　2025 年 4 月 1 日実施</th></tr>
<tr><td>(1) 外部ネットワークや他ネットワークを通じた発電設備等の制御に係るシステムへの影響を最小化するための対策を講じること。
(2) 発電設備等の制御に係るシステムには，マルウェアの侵入防止対策を講じること。
(3) 発電者と当社との間で迅速かつ的確な情報連絡を行ない，速やかに必要な措置を講じる必要があるため，発電設備等に関し，セキュリティ管理責任者を設置するとともに，氏名および一般加入電話番号，または携帯電話番号を通知すること。</td><td>(1) 外部ネットワークや他ネットワークを通じた発電設備等の制御に係るシステムへの影響を最小化するための対策を講じること。
(2) 発電設備等の制御に係るシステムには，マルウェアの侵入防止対策を講じること。
(3) 発電者と当社との間で迅速かつ的確な情報連絡を行ない，速やかに必要な措置を講じる必要があるため，発電設備等に関し，セキュリティ管理責任者を設置するとともに，氏名および一般加入電話番号，または携帯電話番号を通知すること。</td></tr>
<tr><td><s>22</s> 発電機諸元
当社の求めに応じて，次の諸元を提出していただきます。（第 3 者認証機関発行の認証証明書による提供可）
<table><tr><th>電源種</th><th>設備</th><th>諸元</th></tr><tr><td rowspan="12">共通</td><td rowspan="3">発電プラント</td><td>定格（定格容量，定格出力，台数，定格電圧）</td></tr><tr><td>力率（定格，運転可能範囲）</td></tr><tr><td>単線結線図，系統並解列箇所</td></tr><tr><td rowspan="2">構内設備</td><td>高調波発生機器と高調波対策資料</td></tr><tr><td>電圧フリッカの発生源と対策設備資料</td></tr><tr><td rowspan="7">保護装置</td><td>設置要素</td></tr><tr><td>設置場所</td></tr><tr><td>設置相数</td></tr><tr><td>解列箇所</td></tr><tr><td>整定範囲</td></tr><tr><td>整定値</td></tr><tr><td>シーケンスブロック</td></tr><tr><td rowspan="4">逆変換装置</td><td rowspan="4">発電プラント制御装置</td><td>メーカ，型式</td></tr><tr><td>単独運転検出方式，整定値</td></tr><tr><td>逆変換装置の容量</td></tr><tr><td>FRT 要件の適用有無</td></tr><tr><td>風力</td><td>発電プラント制御装置</td><td>蓄電池，ウィンドファームコントローラの有無</td></tr><tr><td>蓄電池</td><td>発電プラント</td><td>蓄電容量</td></tr></table>また，必要に応じて，記載されていない諸元等，最新の諸元等を提供していただくことがあります。</td><td><u>23</u> 発電機諸元
当社の求めに応じて，次の諸元を提出していただきます。（第 3 者認証機関発行の認証証明書による提供<u>も</u>可<u>能とします。</u>）
<table><tr><th>電源種</th><th>設備</th><th>諸元</th></tr><tr><td rowspan="12">共通</td><td rowspan="3">発電プラント</td><td>定格（定格容量，定格出力，台数，定格電圧）</td></tr><tr><td>力率（定格，運転可能範囲）</td></tr><tr><td>単線結線図，系統並解列箇所</td></tr><tr><td rowspan="2">構内設備</td><td>高調波発生機器と高調波対策資料</td></tr><tr><td>電圧フリッカの発生源と対策設備資料</td></tr><tr><td rowspan="7">保護装置</td><td>設置要素</td></tr><tr><td>設置場所</td></tr><tr><td>設置相数</td></tr><tr><td>解列箇所</td></tr><tr><td>整定範囲</td></tr><tr><td>整定値</td></tr><tr><td>シーケンスブロック</td></tr><tr><td rowspan="4">逆変換装置</td><td rowspan="4">発電プラント制御装置</td><td>メーカ，型式</td></tr><tr><td>単独運転検出方式，整定値</td></tr><tr><td>逆変換装置の容量</td></tr><tr><td>FRT 要件の適用有無</td></tr><tr><td>風力</td><td>発電プラント制御装置</td><td>蓄電池，ウィンドファームコントローラの有無</td></tr><tr><td>蓄電池</td><td>発電プラント</td><td>蓄電容量</td></tr></table>また，必要に応じて，記載されていない諸元等，最新の諸元等を提供していただくことがあります。</td></tr>
<tr><td>Ⅲ　発電者の系統連系技術要件（高圧）

<s>23</s> 電 気 方 式
発電設備等の電気方式は，最大使用電力に比べ発電設備等の容量が非常に小さく，相間の不平衡による影響が実態上問題とならない場合を除き，連系する系統の電気方式（交流三相 3 線式）と同一としていただきます。</td><td>Ⅲ　発電者の系統連系技術要件（高圧）

<u>24</u> 電 気 方 式
発電設備等の電気方式は，最大使用電力に比べ発電設備等の容量が非常に小さく，相間の不平衡による影響が実態上問題とならない場合を除き，連系する系統の電気方式（交流三相 3 線式）と同一としていただきます。</td></tr>
<tr><td><s>24</s> 運転可能周波数</td><td><u>25</u> 運転可能周波数<u>・並列時許容周波数</u>
<u>(1) 運転可能周波数</u></td></tr>
</table>

託送供給等約款別冊　系統連系技術要件　新旧比較表

託送供給等約款別冊　系統連系技術要件　2024 年 4 月 1 日実施	託送供給等約款別冊　系統連系技術要件　2025 年 4 月 1 日実施
発電設備等の連続運転可能周波数および運転可能周波数は，次のとおりとしていただきます。 ~~(1)~~ 連続運転可能周波数：48.5 ヘルツを超え 50.5 ヘルツ以下 ~~(2)~~ 運転可能周波数：47.5 ヘルツ以上 51.5 ヘルツ以下 なお，周波数低下時の運転継続時間は，48.5 ヘルツでは 10 分程度以上，48.0 ヘルツでは 1 分程度以上としていただきます。また，周波数低下リレーの整定値は，原則として，事故時運転継続要件（FRT）要件の適用を受ける発電設備等は 47.5 ヘルツ，それ以外は 48.5 ヘルツとし，検出時限は自動再閉路時間と協調が取れる範囲の最大値としていただきます。（協調が取れる範囲の最大値：2 秒） ただし，逆変換装置を用いた発電設備等で FRT 要件非適用の設備については，これによ~~らない~~。	発電設備等の連続運転可能周波数および運転可能周波数は，次のとおりとしていただきます。 イ 連続運転可能周波数：48.5 ヘルツを超え 50.5 ヘルツ以下 ロ 運転可能周波数：47.5 ヘルツ以上 51.5 ヘルツ以下 なお，周波数低下時の運転継続時間は，48.5 ヘルツでは 10 分程度以上，48.0 ヘルツでは 1 分程度以上としていただきます。また，周波数低下リレーの整定値は，原則として，事故時運転継続要件（FRT 要件）の適用を受ける発電設備等は 47.5 ヘルツ，それ以外は 48.5 ヘルツとし，検出時限は自動再閉路時間と協調が取れる範囲の最大値としていただきます。（協調が取れる範囲の最大値：2 秒） ただし，逆変換装置を用いた発電設備等で FRT 要件非適用の設備については，これによりません。 (2) 並列時許容周波数 系統周波数を適正値に維持する必要があるため，並列時の周波数は並列時許容周波数以内としていただきます。なお，並列時許容周波数は，標準周波数+0.1 ヘルツ以下（設定可能範囲：標準周波数+0.1～+1.0 ヘルツ）としていただきます。ただし，離島など系統固有の事由等により個別に協議させていただく場合があります。
~~25~~ **力　　率** 発電者の受電地点における力率は，連系する系統の電圧を適切に維持するため，原則として系統側からみて遅れ力率 85 パーセント以上とするとともに，進み力率とならないようにしていただきます。 なお，電圧上昇を防止する上でやむを得ない場合には，受電点の力率を系統側からみて遅れ力率 80 パーセントまで制御できるものといたします。	26 **力　　率** 発電者の受電地点における力率は，連系する系統の電圧を適切に維持するため，原則として系統側からみて遅れ力率 85 パーセント以上とするとともに，進み力率とならないようにしていただきます。 なお，電圧上昇を防止する上でやむを得ない場合には，受電点の力率を系統側からみて遅れ力率 80 パーセントまで制御できるものといたします。
~~26~~ **高　調　波** 逆変換装置（二次励磁発電機の系統側変換装置を含みます。）を用いた発電設備等を設置する場合は，逆変換装置本体（フィルターを含みます。）の高調波流出電流を総合電流歪率 5 パーセント，各次電流歪率 3 パーセント以下としていただきます。また，その他の高調波発生機器を用いた電気設備を設置する場合には，~~「~~VI 需要者の系統連系技術要件~~（高圧）」~~に準じた対策を実施していただきます。	27 **高　調　波** 逆変換装置（二次励磁発電機の系統側変換装置を含みます。）を用いた発電設備等を設置する場合は，逆変換装置本体（フィルターを含みます。）の高調波流出電流を総合電流歪率 5 パーセント，各次電流歪率 3 パーセント以下としていただきます。また，その他の高調波発生機器を用いた電気設備を設置する場合には，VI（需要者の系統連系技術要件〔高圧〕）に準じた対策を実施していただきます。
~~27~~ **需給バランス制約による発電設備等出力の抑制** 逆潮流のある発電設備等のうち，太陽光発電設備および風力発電設備ならびに蓄電池には，当社の求めに応じて，当社からの遠隔制御により 0 パーセントから 100 パーセントの範囲（1 パーセント刻み）で出力（自家消費分を除くことも可）の抑制ができる機能を有する逆変換装置やその他必要な設備を設置する等の対策を実施していただきます。なお，ウィンドファームとしての運用がない風力発電所やウィンドファームコントローラーがない風力発電所については，技術的制約を踏まえ個別協議とします。 逆潮流のある火力発電設備およびバイオマス発電設備（ただし，再生可能エネルギー特別措置法施行規則に定める地域資源バイオマス発電であって，燃料貯蔵や技術に由来する制約等により出力の制御が困難なものを除~~く~~。）は，発電出力を技術的に合理的な範囲で最大限抑制し，多くとも 50 パーセント以下に抑制するために必要な機能を具備していただきます。なお，停止による対応も可能とします。自家消費を主な目的とした発電設備については，個別の事情を踏まえ対策の内容を協議させていただきます。	28 **需給バランス制約による発電設備等出力の抑制** 逆潮流のある発電設備等のうち，太陽光発電設備および風力発電設備ならびに蓄電池には，当社の求めに応じて，当社からの遠隔制御により 0 パーセントから 100 パーセントの範囲（1 パーセント刻み）で出力（自家消費分を除くことも可能とします。）の抑制ができる機能を有する逆変換装置やその他必要な設備を設置する等の対策を実施していただきます。なお，ウィンドファームとしての運用がない風力発電所やウィンドファームコントローラーがない風力発電所については，技術的制約を踏まえ個別協議とします。 逆潮流のある火力発電設備およびバイオマス発電設備（ただし，再生可能エネルギー特別措置法施行規則に定める地域資源バイオマス発電であって，燃料貯蔵や技術に由来する制約等により出力の制御が困難なものを除きます。）は，発電出力を技術的に合理的な範囲で最大限抑制し，その最低出力を発電端の定格出力に対して，火力発電設備（混焼バイオマス発電設備を含みます。）については多くとも 30 パーセント以下，バイオマス発電設備については多くとも 50 パーセント以下に抑制するために必要な機能を具備していただきます。なお，停止による対応も可能とします。自家消費を主な目的とした発電設備については，個別の事情を踏まえ対策の内容を協議させていただきます。実証設備の実証期間中の扱いについては，技術的制約を踏まえ個別に協議させていただき，実証期間終了後は，再協議させていただきます。

託送供給等約款別冊　系統連系技術要件　新旧比較表

<table>
<tr><th>託送供給等約款別冊　系統連系技術要件　2024 年 4 月 1 日実施</th><th>託送供給等約款別冊　系統連系技術要件　2025 年 4 月 1 日実施</th></tr>
<tr><td>~~28~~ 送電容量制約による発電設備等の出力の抑制
逆潮流のある発電設備等には，当社の求めに応じて，当社からの遠隔制御により，送電容量制約による出力の抑制ができる機能を有する装置やその他必要な装置を設置する等の対策を行~~うものとする~~。</td><td>29 送電容量制約による発電設備等の出力の抑制
逆潮流のある発電設備等には，当社の求めに応じて，当社からの遠隔制御により，送電容量制約による出力の抑制ができる機能を有する装置やその他必要な装置を設置する等の対策を行なっていただきます。</td></tr>
<tr><td>~~29~~ 不要解列の防止
(1) 保 護 協 調
発電設備等の故障または系統の事故時に，事故の除去，事故範囲の局限化等を行なうために次の考え方にもとづいて，保護協調を図ることを目的に，適正な保護装置を設置していただきます。なお，構内設備の故障に対しては，~~「~~VI　需要者の系統連系技術要件~~（~~高圧~~）」~~に準じた対策を実施していただきます。
イ　発電設備等の異常および故障に対しては，確実に検出・除去し，連系する系統に事故を波及させないために，発電設備等を即時に解列すること。
ロ　連系する系統の事故に対しては，迅速かつ確実に，発電設備等が解列すること。
ハ　上位系統事故時など，連系する系統の電源が喪失した場合にも発電設備等が高速に解列し，一般需要家を含むいかなる部分系統においても単独運転が生じないこと。
ニ　事故時の再閉路時に，発電設備等が連系する系統から確実に解列されていること。
ホ　連系する系統以外の事故時には，発電設備等は解列しないこと。
(2) 事故時運転継続
系統事故による広範囲の瞬時電圧低下や周波数変動等により，発電設備等の一斉解列や出力低下継続等が発生し，系統全体の電圧・周波数維持に大きな影響を与えることを防止するため，発電設備等の種別毎に定められる事故時運転継続要件（FRT 要件）を満たしていただきます。なお，満たすべき FRT 要件は次のとおりです。</td><td>30 不要解列の防止
(1) 保 護 協 調
発電設備等の故障または系統の事故時に，事故の除去，事故範囲の局限化等を行なうために次の考え方にもとづいて，保護協調を図ることを目的に，適正な保護装置を設置していただきます。なお，構内設備の故障に対しては，VI（需要者の系統連系技術要件〔高圧〕）に準じた対策を実施していただきます。
イ　発電設備等の異常および故障に対しては，確実に検出・除去し，連系する系統に事故を波及させないために，発電設備等を即時に解列すること。
ロ　連系する系統の事故に対しては，迅速かつ確実に，発電設備等が解列すること。
ハ　上位系統事故時など，連系する系統の電源が喪失した場合にも発電設備等が高速に解列し，一般需要家を含むいかなる部分系統においても単独運転が生じないこと。
ニ　事故時の再閉路時に，発電設備等が連系する系統から確実に解列されていること。
ホ　連系する系統以外の事故時には，発電設備等は解列しないこと。
(2) 事故時運転継続
系統事故による広範囲の瞬時電圧低下や周波数変動等により，発電設備等の一斉解列や出力低下継続等が発生し，系統全体の電圧・周波数維持に大きな影響を与えることを防止するため，発電設備等の種別毎に定められる事故時運転継続要件（FRT 要件）を満たしていただきます。なお，満たすべき FRT 要件は次のとおりです。</td></tr>
</table>

発電設備等		電圧低下			周波数変動（運転継続）
		三相短絡を想定		二相短絡を想定	
		残電圧 20%以上（運転継続）	残電圧 20%未満（運転継続または ｹﾞｰﾄﾌﾞﾛｯｸ）	残電圧 52%以上・位相変化 41 度以下（運転継続）	50Hz 系統
単相	太陽光	低圧単相に準ずる	低圧単相に準ずる	低圧単相に準ずる	低圧単相に準ずる
	風力				
	蓄電池				
	燃料電池				
	ガスエンジン				
三相	太陽光	・電圧低下継続時間 0.3 秒以下 ・電圧復帰後 0.1 秒以内に電圧低下前の出力の 80%以上の出力まで復帰	・電圧低下継続時間 0.3 秒以下 ・電圧復帰後 0.2 秒以内に電圧低下前の出力の 80%以上の出力まで復帰	・電圧低下継続時間 0.3 秒以下 ・電圧復帰後 0.1 秒以内に電圧低下前の出力の 80%以上の出力まで復帰	・ｽﾃｯﾌﾟ状に+0.8Hz，3 ｻｲｸﾙ間継続 ・ﾗﾝﾌﾟ上の±2Hz/s （周波数上限）51.5Hz （周波数下限）47.5Hz

発電設備等		電圧低下			周波数変動（運転継続）
		三相短絡を想定		二相短絡を想定	
		残電圧 20%以上（運転継続）	残電圧 20%未満（運転継続または ｹﾞｰﾄﾌﾞﾛｯｸ）	残電圧 52%以上・位相変化 41 度以下（運転継続）	50Hz 系統
単相	太陽光	低圧単相に準ずる	低圧単相に準ずる	低圧単相に準ずる	低圧単相に準ずる
	風力				
	蓄電池				
	燃料電池				
	ガスエンジン				
三相	太陽光	・電圧低下継続時間 0.3 秒以下 ・電圧復帰後 0.1 秒以内に電圧低下前の出力の 80%以上の出力まで復帰	・電圧低下継続時間 0.3 秒以下 ・電圧復帰後 0.2 秒以内に電圧低下前の出力の 80%以上の出力まで復帰	・電圧低下継続時間 0.3 秒以下 ・電圧復帰後 0.1 秒以内に電圧低下前の出力の 80%以上の出力まで復帰	・ｽﾃｯﾌﾟ状に+0.8Hz，3 ｻｲｸﾙ間継続 ・ﾗﾝﾌﾟ上の±2Hz/s （周波数上限）51.5Hz （周波数下限）47.5Hz

託送供給等約款別冊　系統連系技術要件　新旧比較表

<table>
<tr><th colspan="6">託送供給等約款別冊　系統連系技術要件　2024 年 4 月 1 日実施</th><th colspan="6">託送供給等約款別冊　系統連系技術要件　2025 年 4 月 1 日実施</th></tr>
<tr><td></td><td>風力</td><td colspan="3">残電圧 0%・継続時間 0.15 秒と残電圧 90%・継続時間 1.5 秒を結ぶ直線以上の残電圧がある電圧低下に対しては運転を継続し，電圧復帰後 1.0 秒以内に電圧低下前の出力の 80%以上の出力まで復帰</td><td>・ｽﾃｯﾌﾟ状に+0.8Hz，3 ｻｲｸﾙ間継続
・ﾗﾝﾌﾟ上の±2Hz/s
(周波数上限)51.5Hz
(周波数下限)47.5Hz</td><td></td><td>風力</td><td colspan="3">残電圧 0%・継続時間 0.15 秒と残電圧 90%・継続時間 1.5 秒を結ぶ直線以上の残電圧がある電圧低下に対しては運転を継続し，電圧復帰後 1.0 秒以内に電圧低下前の出力の 80%以上の出力まで復帰</td><td>・ｽﾃｯﾌﾟ状に+0.8Hz，3 ｻｲｸﾙ間継続
・ﾗﾝﾌﾟ上の±2Hz/s
(周波数上限)51.5Hz
(周波数下限)47.5Hz</td></tr>
<tr><td></td><td>蓄電池</td><td>・電圧低下継続時間 0.3 秒以下
・電圧復帰後 0.1 秒以内に電圧低下前の出力の 80%以上の出力まで復帰（RPR が設置される場合は出力電力特性と RPR の協調を図るため，0.4 秒以内の復帰としてもよい。）</td><td>・電圧低下継続時間 0.3 秒以下
・電圧復帰後 1.0 秒以内に電圧低下前の出力の 80%以上の出力まで復帰</td><td>・電圧低下継続時間 0.3 秒以下
・電圧復帰後 0.1 秒以内に電圧低下前の出力の 80%以上の出力まで復帰（RPR が設置される場合は出力電力特性と RPR の協調を図るため，0.4 秒以内の復帰としてもよい。）</td><td>・ｽﾃｯﾌﾟ状に+0.8Hz，3 ｻｲｸﾙ間継続
・ﾗﾝﾌﾟ上の±2Hz/s
(周波数上限)51.5Hz
(周波数下限)47.5Hz</td><td></td><td>蓄電池</td><td>・電圧低下継続時間 0.3 秒以下
・電圧復帰後 0.1 秒以内に電圧低下前の出力の 80%以上の出力まで復帰（RPR が設置される場合は出力電力特性と RPR の協調を図るため，0.4 秒以内の復帰としてもよい。）</td><td>・電圧低下継続時間 0.3 秒以下
・電圧復帰後 1.0 秒以内に電圧低下前の出力の 80%以上の出力まで復帰</td><td>・電圧低下継続時間 0.3 秒以下
・電圧復帰後 0.1 秒以内に電圧低下前の出力の 80%以上の出力まで復帰（RPR が設置される場合は出力電力特性と RPR の協調を図るため，0.4 秒以内の復帰としてもよい。）</td><td>・ｽﾃｯﾌﾟ状に+0.8Hz，3 ｻｲｸﾙ間継続
・ﾗﾝﾌﾟ上の±2Hz/s
(周波数上限)51.5Hz
(周波数下限)47.5Hz</td></tr>
<tr><td></td><td>燃料電池※</td><td>・電圧低下継続時間 0.3 秒以下
・電圧復帰後 1.0 秒以内に電圧低下前の出力の 80%以上の出力まで復帰</td><td>・電圧低下継続時間 0.3 秒以下
・電圧復帰後 1.0 秒以内に電圧低下前の出力の 80%以上の出力まで復帰</td><td>・電圧低下継続時間 0.3 秒以下
・電圧復帰後 1.0 秒以内に電圧低下前の出力の 80%以上の出力まで復帰</td><td>・ｽﾃｯﾌﾟ状に+0.8Hz，3 ｻｲｸﾙ間継続
・ﾗﾝﾌﾟ上の±2Hz/s
(周波数上限)51.5Hz
(周波数下限)47.5Hz</td><td></td><td>燃料電池※</td><td>・電圧低下継続時間 0.3 秒以下
・電圧復帰後 1.0 秒以内に電圧低下前の出力の 80%以上の出力まで復帰</td><td>・電圧低下継続時間 0.3 秒以下
・電圧復帰後 1.0 秒以内に電圧低下前の出力の 80%以上の出力まで復帰</td><td>・電圧低下継続時間 0.3 秒以下
・電圧復帰後 1.0 秒以内に電圧低下前の出力の 80%以上の出力まで復帰</td><td>・ｽﾃｯﾌﾟ状に+0.8Hz，3 ｻｲｸﾙ間継続
・ﾗﾝﾌﾟ上の±2Hz/s
(周波数上限)51.5Hz
(周波数下限)47.5Hz</td></tr>
<tr><td></td><td>ガスエンジン（単機出力 35kW 以下）</td><td>・電圧低下継続時間 0.3 秒以下
・電圧復帰後 1.0 秒以内に電圧低下前の出力の 80%以上の出力まで復帰</td><td>・電圧低下継続時間 0.3 秒以下
・電圧復帰後 1.0 秒以内に電圧低下前の出力の 80%以上の出力まで復帰</td><td>・電圧低下継続時間 0.3 秒以下
・電圧復帰後 1.0 秒以内に電圧低下前の出力の 80%以上の出力まで復帰</td><td>・ｽﾃｯﾌﾟ状に+0.8Hz，3 ｻｲｸﾙ間継続
・ﾗﾝﾌﾟ上の±2Hz/s
(周波数上限)51.5Hz
(周波数下限)47.5Hz</td><td></td><td>ガスエンジン（単機出力 35kW 以下）</td><td>・電圧低下継続時間 0.3 秒以下
・電圧復帰後 1.0 秒以内に電圧低下前の出力の 80%以上の出力まで復帰</td><td>・電圧低下継続時間 0.3 秒以下
・電圧復帰後 1.0 秒以内に電圧低下前の出力の 80%以上の出力まで復帰</td><td>・電圧低下継続時間 0.3 秒以下
・電圧復帰後 1.0 秒以内に電圧低下前の出力の 80%以上の出力まで復帰</td><td>・ｽﾃｯﾌﾟ状に+0.8Hz，3 ｻｲｸﾙ間継続
・ﾗﾝﾌﾟ上の±2Hz/s
(周波数上限)51.5Hz
(周波数下限)47.5Hz</td></tr>
<tr><td colspan="6">※燃料電池にマイクロガスタービンを組み合わせた発電設備は除く</td><td colspan="6">※燃料電池にマイクロガスタービンを組み合わせた発電設備は除きます。</td></tr>
<tr><td colspan="6">FRT 要件のイメージ（太陽光発電設備を例に記載）
 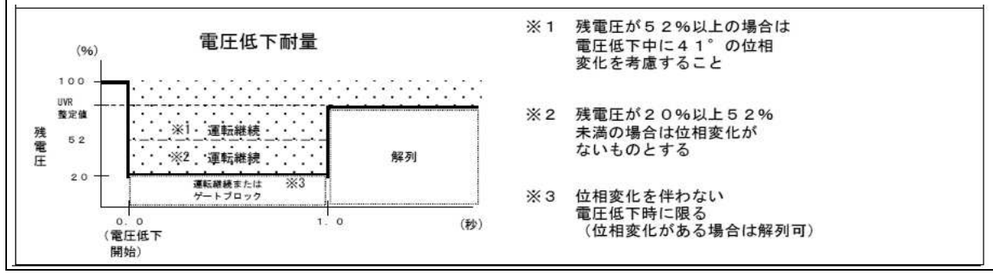
</td><td colspan="6">FRT 要件のイメージ（太陽光発電設備を例に記載）
 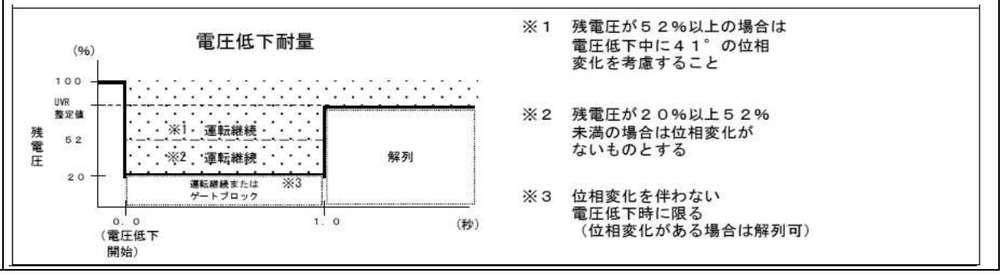
</td></tr>
</table>

託送供給等約款別冊　系統連系技術要件　新旧比較表

託送供給等約款別冊　系統連系技術要件　2024 年 4 月 1 日実施	託送供給等約款別冊　系統連系技術要件　2025 年 4 月 1 日実施
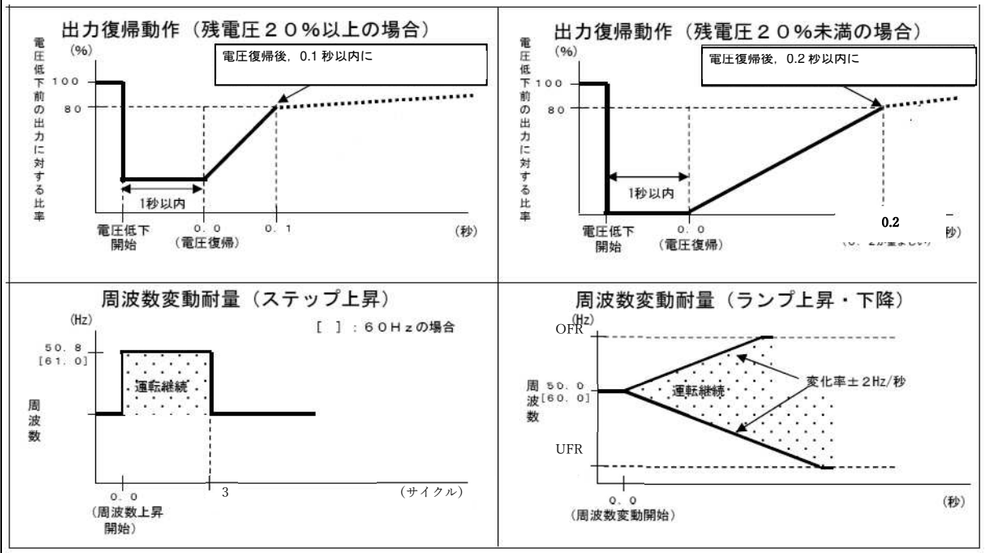	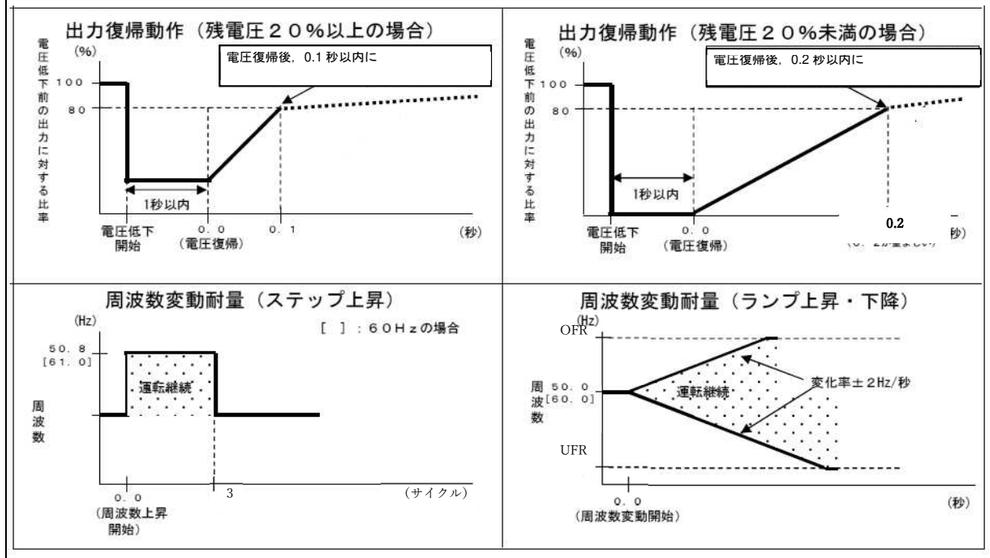
~~30~~ **保護装置の設置場所** 保護装置は，受電地点または故障の検出が可能な場所に設置していただきます。	31 **保護装置の設置場所** 保護装置は，受電地点または故障の検出が可能な場所に設置していただきます。
~~31~~ **保護リレーの設置相数** 保護リレーの設置相数は次のとおりとしていただきます。 (1) 地絡過電圧リレーは零相回路に設置すること。 (2) 過電圧リレー，周波数低下リレー，周波数上昇リレーおよび逆電力リレーは，1 相設置とすること。 (3) 短絡方向リレーは，3 相設置とすること。ただし，連系する系統と協調を図ることができる場合は，2 相設置とすることができ~~る~~。 (4) 不足電圧リレーは，3 相設置とすること。ただし，短絡方向リレーと協調を図ることができる場合は，1 相設置とすることができ~~る~~。 (5) 不足電力リレーは，2 相設置とすること。	32 **保護リレーの設置相数** 保護リレーの設置相数は次のとおりとしていただきます。 (1) 地絡過電圧リレーは零相回路に設置すること。 (2) 過電圧リレー，周波数低下リレー，周波数上昇リレーおよび逆電力リレーは，1 相設置とすること。 (3) 短絡方向リレーは，3 相設置とすること。ただし，連系する系統と協調を図ることができる場合は，2 相設置とすることができます。 (4) 不足電圧リレーは，3 相設置とすること。ただし，短絡方向リレーと協調を図ることができる場合は，1 相設置とすることができます。 (5) 不足電力リレーは，2 相設置とすること。
~~32~~ **保護装置の設置** (1) 発電設備等故障対策 発電設備等故障時の系統保護のため，次に示す保護リレーを設置していただきます。 ただし，発電設備等自体の保護装置により，検出できる場合は省略できることといたします。 イ　発電設備等の発電電圧が異常に上昇した場合に，これを検出し時限をもって解列するための過電圧リレーを設置すること。 ロ　発電設備等の発電電圧が異常に低下した場合に，これを検出し時限をもって解列するための不足電圧リレーを設置すること。 (2) 系統側短絡事故対策 連系する系統における短絡事故時の保護のため，次に示す保護リレーを設置していただきます。 イ　同期発電機の場合は，連系する系統における短絡事故を検出し，発電設備を解列するための短絡方向リレーを設置すること。	33 **保護装置の設置** (1) 発電設備等故障対策 発電設備等故障時の系統保護のため，次に示す保護リレーを設置していただきます。 ただし，発電設備等自体の保護装置により，検出できる場合は省略できることといたします。 イ　発電設備等の発電電圧が異常に上昇した場合に，これを検出し時限をもって解列するための過電圧リレーを設置すること。 ロ　発電設備等の発電電圧が異常に低下した場合に，これを検出し時限をもって解列するための不足電圧リレーを設置すること。 (2) 系統側短絡事故対策 連系する系統における短絡事故時の保護のため，次に示す保護リレーを設置していただきます。 イ　同期発電機の場合は，連系する系統における短絡事故を検出し，発電設備を解列するための短絡方向リレーを設置すること。

託送供給等約款別冊　系統連系技術要件　新旧比較表

託送供給等約款別冊　系統連系技術要件　2024 年 4 月 1 日実施	託送供給等約款別冊　系統連系技術要件　2025 年 4 月 1 日実施
ロ　誘導発電機，二次励磁発電機および逆変換装置を用いた発電設備等の場合は，連系する系統の短絡事故時に発電設備等の電圧低下を検出し，発電設備等を解列するための不足電圧リレーを設置すること。 (3) 系統側地絡事故対策 連系する系統における地絡事故時の保護のため，地絡過電圧リレーを設置していただきます。ただし，次のいずれかを満たす場合は，地絡過電圧リレーを省略できるものとします。 イ　発電設備等の引出口にある地絡過電圧リレーにより系統側地絡事故が検出できる場合 ロ　逆変換装置を用いた発電設備等が構内低圧線に連系する場合であって，その出力容量が受電電力の容量に比べて極めて小さい場合 ハ　逆変換装置を用いた発電設備等が構内低圧線に連系する場合であって，その出力容量が 10 キロワット以下の場合 (4) 逆潮流がある場合の単独運転防止対策 逆潮流がある場合，単独運転防止のため，発電設備等故障対策用の過電圧リレーおよび不足電圧リレーに加えて，周波数上昇リレーおよび周波数低下リレーを設置するとともに，転送遮断装置または次のすべての条件を満たす単独運転検出機能（能動的方式 1 方式以上を含~~む~~。）を有する装置を設置していただきます。ただし，専用線の場合は，周波数上昇リレーを省略できるものとします。 イ　連系する系統のインピーダンスや負荷状況等を考慮し，確実に単独運転を検出できること。 ロ　頻繁な不要解列を生じさせないこと。 ハ　能動信号は，系統への影響が実態上問題とならないこと。 単独運転検出機能の整定値例は系統連系規程によ~~る~~。 (5) 逆潮流が無い場合の単独運転防止対策 逆潮流が無い場合，単独運転防止のため，逆電力リレーおよび周波数低下リレーを設置していただきます。ただし，専用線の場合であって，逆電力リレーまたは不足電力リレーにて単独運転を高速に検出できる場合は，周波数低下リレーを省略できるものといたします。 なお，構内低圧線に連系する発電設備等において，その出力容量が受電電力の容量に比べて極めて小さく，単独運転検出機能（受動的方式および能動的方式それぞれ 1 方式以上を含~~む~~。）を有する装置により高速に単独運転を検出し，発電設備等が停止，または解列する場合は，逆電力リレーを省略できるものといたします。 単独運転検出機能の整定値例は系統連系規程によ~~る~~。	ロ　誘導発電機，二次励磁発電機および逆変換装置を用いた発電設備等の場合は，連系する系統の短絡事故時に発電設備等の電圧低下を検出し，発電設備等を解列するための不足電圧リレーを設置すること。 (3) 系統側地絡事故対策 連系する系統における地絡事故時の保護のため，地絡過電圧リレーを設置していただきます。ただし，次のいずれかを満たす場合は，地絡過電圧リレーを省略できるものと<u>いた</u>します。 イ　発電設備等の引出口にある地絡過電圧リレーにより系統側地絡事故が検出できる場合 ロ　逆変換装置を用いた発電設備等が構内低圧線に連系する場合であって，その出力容量が受電電力の容量に比べて極めて小さい場合 ハ　逆変換装置を用いた発電設備等が構内低圧線に連系する場合であって，その出力容量が 10 キロワット以下の場合 (4) 逆潮流がある場合の単独運転防止対策 逆潮流がある場合，単独運転防止のため，発電設備等故障対策用の過電圧リレーおよび不足電圧リレーに加えて，周波数上昇リレーおよび周波数低下リレーを設置するとともに，転送遮断装置または次のすべての条件を満たす単独運転検出機能（能動的方式 1 方式以上を含<u>みます</u>。）を有する装置を設置していただきます。ただし，専用線の場合は，周波数上昇リレーを省略できるものと<u>いた</u>します。 イ　連系する系統のインピーダンスや負荷状況等を考慮し，確実に単独運転を検出できること。 ロ　頻繁な不要解列を生じさせないこと。 ハ　能動信号は，系統への影響が実態上問題とならないこと。 単独運転検出機能の整定値例は系統連系規程に<u>よります</u>。 (5) 逆潮流が無い場合の単独運転防止対策 逆潮流が無い場合，単独運転防止のため，逆電力リレーおよび周波数低下リレーを設置していただきます。ただし，専用線の場合であって，逆電力リレーまたは不足電力リレーにて単独運転を高速に検出できる場合は，周波数低下リレーを省略できるものといたします。 なお，構内低圧線に連系する発電設備等において，その出力容量が受電電力の容量に比べて極めて小さく，単独運転検出機能（受動的方式および能動的方式それぞれ 1 方式以上を含<u>みます</u>。）を有する装置により高速に単独運転を検出し，発電設備等が停止，または解列する場合は，逆電力リレーを省略できるものといたします。 単独運転検出機能の整定値例は系統連系規程に<u>よります</u>。
~~33~~　**解 列 箇 所** 保護装置が動作した場合の解列箇所は，原則として，系統から発電設備等を解列することができる次のいずれかの箇所としていただきます。なお，当社から解列箇所を指定させていただく場合があります。 (1) 受電用遮断器 (2) 発電設備等出力端遮断器またはこれと同等の機能を有する装置 (3) 発電設備等連絡用遮断器 (4) 母線連絡用遮断器 また，解列にあたっては，発電設備等を電路から機械的に切り離すことができ，かつ，電気的にも完全な絶縁状態を保持しなければならないため，原則として，半導体のみで構成された電子スイッチを遮断装置として適用することはできません。	<u>34</u>　**解 列 箇 所** 保護装置が動作した場合の解列箇所は，原則として，系統から発電設備等を解列することができる次のいずれかの箇所としていただきます。なお，当社から解列箇所を指定させていただく場合があります。 (1) 受電用遮断器 (2) 発電設備等出力端遮断器またはこれと同等の機能を有する装置 (3) 発電設備等連絡用遮断器 (4) 母線連絡用遮断器 また，解列にあたっては，発電設備等を電路から機械的に切り離すことができ，かつ，電気的にも完全な絶縁状態を保持しなければならないため，原則として，半導体のみで構成された電子スイッチを遮断装置として適用することはできません。

託送供給等約款別冊　系統連系技術要件　新旧比較表

託送供給等約款別冊　系統連系技術要件　2024 年 4 月 1 日実施	託送供給等約款別冊　系統連系技術要件　2025 年 4 月 1 日実施
	35　発電機運転制御装置の付加 (1) 周波数調整のための機能 イ　出力低下防止機能 火力発電設備およびコージェネレーション（ガスタービン・ガスエンジンを採用したコージェネレーションを除きます。）は，周波数 49.0 ヘルツまでは発電機出力を低下しない，周波数 49.0 ヘルツ以下については，1 ヘルツ低下するごとに 5 パーセント以内の出力低下に抑える，または，一度出力低下しても回復する機能もしくは装置を具備すること。 なお，周波数変動に鋭敏な負荷設備や，構内設備（発電用所内電源を除きます。）への電源供給維持のため，自立運転に移行する必要がある自家用発電設備等については，対策内容を協議させていただきます。
~~34~~　**自動負荷制限** 発電設備等の脱落時等に連系する配電線や配電用変圧器等が過負荷になるおそれがある場合は，自動的に負荷を制限する対策を行なっていただきます。	36　**自動負荷制限** 発電設備等の脱落時等に連系する配電線や配電用変圧器等が過負荷になるおそれがある場合は，自動的に負荷を制限する対策を行なっていただきます。
~~35~~　**線路無電圧確認装置の設置** 発電設備等を連系する系統の再閉路時の事故防止のため，当該系統の配電用変電所の配電線引出口に線路無電圧確認装置を設置いたします。ただし，次のいずれかを満たす場合は，線路無電圧確認装置を省略できるものといたします。 (1) 専用線による連系であって，連系する系統の自動再閉路を必要としない場合 (2) 転送遮断装置および単独運転検出機能（能動的方式に限~~る~~。）を有する装置を設置し，かつ，それぞれが別の遮断器により連系を遮断できる場合 (3) 2 方式以上の単独運転検出機能（能動的方式 1 方式以上を含むものに限~~る~~。）を有する装置を設置し，かつ，それぞれが別の遮断器により連系を遮断できる場合 (4) 単独運転検出機能（能動的方式に限~~る~~。）を有する装置および整定値が発電設備等の運転中における配電線の最低負荷より小さい逆電力リレーを設置し，かつ，それぞれが別の遮断器により連系を遮断できる場合 (5) 逆潮流がない場合であり，かつ，系統との連系に係わる保護リレー，計器用変流器，計器用変圧器，遮断器および制御用電源配線が 2 系列化されており，これらが互いにバックアップ可能となっている場合。ただし，2 系列目の上記装置については，次のうちいずれか 1 方式以上を用いて簡素化を図ることができ~~る~~。 イ　保護リレーの 2 系列目は，不足電力リレーのみとすることができ~~る~~。 ロ　計器用変流器は，不足電力リレーを計器用変流器の末端に配置した場合，1 系列目と 2 系列目を兼用でき~~る~~。 ハ　計器用変圧器は，不足電圧リレーを計器用変圧器の末端に配置した場合，1 系列目と 2 系列目を兼用でき~~る~~。	37　**線路無電圧確認装置の設置** 発電設備等を連系する系統の再閉路時の事故防止のため，当該系統の配電用変電所の配電線引出口に線路無電圧確認装置を設置いたします。ただし，次のいずれかを満たす場合は，線路無電圧確認装置を省略できるものといたします。 (1) 専用線による連系であって，連系する系統の自動再閉路を必要としない場合 (2) 転送遮断装置および単独運転検出機能（能動的方式に限ります。）を有する装置を設置し，かつ，それぞれが別の遮断器により連系を遮断できる場合 (3) 2 方式以上の単独運転検出機能（能動的方式 1 方式以上を含むものに限ります。）を有する装置を設置し，かつ，それぞれが別の遮断器により連系を遮断できる場合 (4) 単独運転検出機能（能動的方式に限ります。）を有する装置および整定値が発電設備等の運転中における配電線の最低負荷より小さい逆電力リレーを設置し，かつ，それぞれが別の遮断器により連系を遮断できる場合 (5) 逆潮流がない場合であり，かつ，系統との連系に係わる保護リレー，計器用変流器，計器用変圧器，遮断器および制御用電源配線が 2 系列化されており，これらが互いにバックアップ可能となっている場合。ただし，2 系列目の上記装置については，次のうちいずれか 1 方式以上を用いて簡素化を図ることができます。 イ　保護リレーの 2 系列目は，不足電力リレーのみとすることができます。 ロ　計器用変流器は，不足電力リレーを計器用変流器の末端に配置した場合，1 系列目と 2 系列目を兼用できます。 ハ　計器用変圧器は，不足電圧リレーを計器用変圧器の末端に配置した場合，1 系列目と 2 系列目を兼用できます。
~~36~~　**接 地 方 式** 接地方式は，連系する系統に適合した方式としていただきます。	38　**接 地 方 式** 接地方式は，連系する系統に適合した方式としていただきます。
~~37~~　**直流流出防止変圧器の設置** 逆変換装置を用いて発電設備等を連系する場合は，逆変換装置から直流が系統へ流出することを防止するために，受電地点と逆変換装置との間に変圧器（単巻変圧器を除きます。）を設置していただきます。ただし，次のすべての条件に適合する場合は，変圧器の設置を省略することができます。 (1) 逆変換装置の交流出力側で直流を検出し，交流出力を停止する機能を有すること。 (2) 逆変換装置の直流回路が非接地であること，または逆変換装置に高周波変圧器を用いていること。 なお，設置する変圧器は，直流流出防止専用である必要はありません。	39　**直流流出防止変圧器の設置** 逆変換装置を用いて発電設備等を連系する場合は，逆変換装置から直流が系統へ流出することを防止するために，受電地点と逆変換装置との間に変圧器（単巻変圧器を除きます。）を設置していただきます。ただし，次のすべての条件に適合する場合は，変圧器の設置を省略することができます。 (1) 逆変換装置の交流出力側で直流を検出し，交流出力を停止する機能を有すること。 (2) 逆変換装置の直流回路が非接地であること，または逆変換装置に高周波変圧器を用いていること。 なお，設置する変圧器は，直流流出防止専用である必要はありません。

託送供給等約款別冊　系統連系技術要件　新旧比較表

託送供給等約款別冊　系統連系技術要件　2024 年 4 月 1 日実施	託送供給等約款別冊　系統連系技術要件　2025 年 4 月 1 日実施
~~38~~　**電 圧 変 動** (1) 常時電圧変動対策 連系する系統における低圧需要家の電圧を適正値（標準電圧 100 ボルトに対しては 101±6 ボルト，標準電圧 200 ボルトに対しては 202±20 ボルト）以内に維持する必要があるため，発電設備等の解列による電圧低下や逆潮流による系統の電圧上昇等により適正値を逸脱するおそれがあるときは，次に示す電圧変動対策を行なっていただきます。なお，これにより対応できない場合には，配電線新設による負荷分割等の配電線増強や専用線による連系を行なうなどの対策を行ないます。 イ　発電設備等の脱落等により低圧需要家の電圧が適正値を逸脱するおそれがあるときには，自動的に負荷を制限すること。 ロ　発電設備等の逆潮流により低圧需要家の電圧が適正値を逸脱するおそれがあるときには，自動的に電圧を調整すること。	40　**電 圧 変 動** (1) 常時電圧変動対策 連系する系統における低圧需要家の電圧を適正値（標準電圧 100 ボルトに対しては 101±6 ボルト，標準電圧 200 ボルトに対しては 202±20 ボルト）以内に維持する必要があるため，発電設備等の解列による電圧低下や逆潮流による系統の電圧上昇等により適正値を逸脱するおそれがあるときは，次に示す電圧変動対策を行なっていただきます。なお，これにより対応できない場合には，配電線新設による負荷分割等の配電線増強や専用線による連系を行なうなどの対策を行ないます。 イ　発電設備等の脱落等により低圧需要家の電圧が適正値を逸脱するおそれがあるときには，自動的に負荷を制限すること。または，適正な電圧が維持できる範囲まで自動的に負荷を制限する自動負荷遮断装置を設置すること。 ロ　発電設備等の逆潮流により低圧需要家の電圧が適正値を逸脱するおそれがあるときには，自動的に電圧を調整すること。 また，受電点および発電端の力率は，協議により決定することとするが，高圧配電線等の系統状況により個別に力率値を指定する場合には，力率値を変更すること。 この自動電圧調整の手段としては，逆潮流電力の大きさや発電設備等の形式により，以下の４方式などから選択していただきます。 (ｲ)　発電設備等を一定の遅相で運転して，一定値以上の逆潮流が発生するときに力率改善用コンデンサ（一般には開放）で受電点の力率を所定力率に調整すること。 (ﾛ)　発電設備等を一定の進相で運転して，一定値以上の逆潮流が発生するときに力率改善用コンデンサで受電点の力率を所定力率に調整すること。 (ﾊ)　一定値以上の逆潮流が発生するときに，力率改善用コンデンサを一定値まで減じ，かつ発電設備等の無効電力出力を制御して受電点の力率を所定力率に調整すること。ただし，発電設備等の無効電力出力が限界値となる場合には，有効電力を減ずることで電圧上昇の抑制をするとともに受電点の力率を所定力率に調整すること。 (ﾆ)　PCS の力率一定制御【80 パーセントから 100 パーセント（1 パーセント刻み）】（進相または遅相運転）または SVC の制御などにより，受電点の力率を所定力率に調整すること。
(2) 瞬時電圧変動対策 発電設備等の並解列時の瞬時電圧変動は常時電圧の 10 パーセント以内とし，次に示す対策を行なっていただきます。 イ　同期発電機の場合は，制動巻線付きのもの（制動巻線を有しているものと同等以上の乱調防止効果を有する制動巻線付きでない同期発電機を含~~む~~。）とするとともに自動同期検定装置を設置すること。 ロ　二次励磁制御巻線形誘導発電機の場合は，自動同期検定機能を有するものを用いること。 ハ　誘導発電機の場合で，並列時の瞬時電圧低下により系統の電圧が常時電圧から 10 パーセントを超えて逸脱するおそれがあるときは，限流リアクトル等を設置すること。なお，これにより対応できない場合には，同期発電機を用いる等の対策を行なうこと。 ニ　自励式の逆変換装置を用いた発電設備等の場合は，自動的に同期する機能を有するものを用いること。 ホ　他励式の逆変換装置を用いた発電設備等の場合で，並列時の瞬時電圧低下により系統の電圧が常時電圧から 10 パーセントを超えて逸脱するおそれがあるときは，限流リアクトル等を設置すること。 ヘ　発電設備等の出力変動や頻繁な並解列が問題となる場合は，出力変動の抑制や並解列の頻度を低減する対策を行なうこと。	(2) 瞬時電圧変動対策 発電設備等の並解列時の瞬時電圧変動は常時電圧の 10 パーセント以内とし，次に示す対策を行なっていただきます。 イ　同期発電機の場合は，制動巻線付きのもの（制動巻線を有しているものと同等以上の乱調防止効果を有する制動巻線付きでない同期発電機を含みます。）とするとともに自動同期検定装置を設置すること。 ロ　二次励磁制御巻線形誘導発電機の場合は，自動同期検定機能を有するものを用いること。 ハ　誘導発電機の場合で，並列時の瞬時電圧低下により系統の電圧が常時電圧から 10 パーセントを超えて逸脱するおそれがあるときは，限流リアクトル等を設置すること。なお，これにより対応できない場合には，同期発電機を用いる等の対策を行なうこと。 ニ　自励式の逆変換装置を用いた発電設備等の場合は，自動的に同期する機能を有するものを用いること。 ホ　他励式の逆変換装置を用いた発電設備等の場合で，並列時の瞬時電圧低下により系統の電圧が常時電圧から 10 パーセントを超えて逸脱するおそれがあるときは，限流リアクトル等を設置すること。 ヘ　発電設備等の出力変動や頻繁な並解列が問題となる場合は，出力変動の抑制や並解列の頻度を低減する対策を行なうこと。

託送供給等約款別冊　系統連系技術要件　新旧比較表

託送供給等約款別冊　系統連系技術要件　2024 年 4 月 1 日実施	託送供給等約款別冊　系統連系技術要件　2025 年 4 月 1 日実施
ト　連系用変圧器加圧時の励磁突入電流による瞬時電圧低下により，系統の電圧が常時電圧から 10 パーセントを超えて逸脱するおそれがあるときは，その抑制対策を実施すること。 (3) 電圧フリッカ対策 発電設備等を設置する場合は，発電設備等の頻繁な並解列や出力変動，単独運転検出機能（能動方式）による電圧フリッカにより適正値を逸脱するおそれがあるときは，次に示す電圧フリッカ対策などを行なっていただきます。 イ　風力発電設備等の頻繁な並解列により電圧フリッカが適正値を逸脱するおそれがあるときには，~~静止型無効電力補償装置（以下，SVC）~~の設置やサイリスタ等によるソフトスタート機能を有する装置の設置，配電線の太線化などによる系統インピーダンスの低減などの対策を行なうこと。なお，これにより対応できない場合には，配電線の増強などを行なうか，専用線による連系と~~する~~。 ロ　風力発電設備等の出力変動により電圧フリッカが適正値を逸脱するおそれがあるときには，SVC などを設置や配電線の太線化などによる系統インピーダンスの低減などの対策を行なうこと。なお，これにより対応できない場合には，配電線の増強などを行なうか，専用線による連系と~~する~~。 ハ　単独運転検出機能（能動的方式）による電圧フリッカにより適正値を逸脱するおそれがあるときは，系統や当該発電設備等設置者以外の者への悪影響がない範囲の能動信号の変動量や正帰還ゲインの大きさとすること。また，連系当初は許容できる範囲の能動信号であっても，将来の系統状況の変化や発電設備等の連系量増加などによって，配電線に注入する無効電力の注入量が過剰となり，連系当初は発振しない発電設備等も含め無効電力が発振し電圧フリッカが発生することがあるため，能動信号の変動量や正帰還ゲインの大きさを変更できる機構と~~しておく~~こと。 また，単独運転検出機能（能動的方式）による電圧フリッカにより，系統運用に支障が発生した場合または発生するおそれがある場合には，発電設備等設置者は当社と協議のうえ，単独運転検出に影響の無い範囲で，能動信号の変動量や正帰還ゲインの大きさの変更などにより，配電線に注入する無効電力の注入量を低減するなどの対策を講じること。なお，ソフトウェア改修不可などで対応できない場合については，機器取替や対応時期などを含めて個別協議と~~する~~。 ［対策要否の判定基準例］ 受電点における電圧フリッカレベル（ΔＶ10）を 0.45 ボルト以下（当該設備のみの場合は，0.23 ボルト以下）に維持する。	ト　連系用変圧器加圧時の励磁突入電流による瞬時電圧低下により，系統の電圧が常時電圧から 10 パーセントを超えて逸脱するおそれがあるときは，その抑制対策を実施すること。 (3) 電圧フリッカ対策 発電設備等を設置する場合は，発電設備等の頻繁な並解列や出力変動，単独運転検出機能（能動方式）による電圧フリッカにより適正値を逸脱するおそれがあるときは，次に示す電圧フリッカ対策などを行なっていただきます。 イ　風力発電設備等の頻繁な並解列により電圧フリッカが適正値を逸脱するおそれがあるときには，SVCの設置やサイリスタ等によるソフトスタート機能を有する装置の設置，配電線の太線化などによる系統インピーダンスの低減などの対策を行なうこと。なお，これにより対応できない場合には，配電線の増強などを行なうか，専用線による連系と<u>いたします</u>。 ロ　風力発電設備等の出力変動により電圧フリッカが適正値を逸脱するおそれがあるときには，SVC などを設置や配電線の太線化などによる系統インピーダンスの低減などの対策を行なうこと。なお，これにより対応できない場合には，配電線の増強などを行なうか，専用線による連系と<u>いたします</u>。 ハ　単独運転検出機能（能動的方式）による電圧フリッカにより適正値を逸脱するおそれがあるときは，系統や当該発電設備等設置者以外の者への悪影響がない範囲の能動信号の変動量や正帰還ゲインの大きさとすること。また，連系当初は許容できる範囲の能動信号であっても，将来の系統状況の変化や発電設備等の連系量増加などによって，配電線に注入する無効電力の注入量が過剰となり，連系当初は発振しない発電設備等も含め無効電力が発振し電圧フリッカが発生することがあるため，能動信号の変動量や正帰還ゲインの大きさを変更できる機構と<u>する</u>こと。 また，単独運転検出機能（能動的方式）による電圧フリッカにより，系統運用に支障が発生した場合または発生するおそれがある場合には，発電設備等設置者は当社と協議のうえ，単独運転検出に影響の無い範囲で，能動信号の変動量や正帰還ゲインの大きさの変更などにより，配電線に注入する無効電力の注入量を低減するなどの対策を講じること。なお，ソフトウェア改修不可などで対応できない場合については，機器取替や対応時期などを含めて個別協議と<u>します</u>。 ［対策要否の判定基準例］ 受電点における電圧フリッカレベル（ΔＶ10）を 0.45 ボルト以下（当該設備のみの場合は，0.23 ボルト以下）に維持する<u>こと</u>。
~~39~~ **短 絡 容 量** 発電設備等の連系により系統の短絡電流が他者の遮断器の遮断容量等を上回るおそれがある場合は，短絡電流を制限する装置（限流リアクトル等）を設置していただきます。	<u>41</u> **短 絡 容 量** 発電設備等の連系により系統の短絡電流が他者の遮断器の遮断容量等を上回るおそれがある場合は，短絡電流を制限する装置（限流リアクトル等）を設置していただきます。
~~40~~ **発電機定数・諸元** 発電機並列時の短絡電流抑制対策等の面から，発電機定数を当社から指定させていただく場合があります。また，当社の求めに応じて，次の諸元を提出していただきます。（第 3 者認証機関発行の認証証明書による提供可）	<u>42</u> **発電機定数・諸元** 発電機並列時の短絡電流抑制対策等の面から，発電機定数を当社から指定させていただく場合があります。また，当社の求めに応じて，次の諸元を提出していただきます。（第 3 者認証機関発行の認証証明書による提供<u>も</u>可<u>能とします。</u>）

電源種	設備	諸元
共通	発電プラント	定格（定格容量，定格出力，台数，定格電圧）
		最低出力
		所内負荷（定格，最低）
		力率（定格，運転可能範囲）

電源種	設備	諸元
共通	発電プラント	定格（定格容量，定格出力，台数，定格電圧）
		最低出力
		所内負荷（定格，最低）
		力率（定格，運転可能範囲）

託送供給等約款別冊　系統連系技術要件　新旧比較表

託送供給等約款別冊　系統連系技術要件　2024 年 4 月 1 日実施		
		運転可能周波数の範囲
		単線結線図，系統並解列箇所
	構内設備	自家消費電力の最大値，最小値
		総合負荷力率
		高調波発生機器と高調波対策資料
		電圧フリッカの発生源と対策設備資料
	受電用変圧器，連系用変圧器	定格（定格容量，定格電圧）
		インピーダンス（変圧器定格容量ベース）
		制御方式，整定値
	調相設備	定格（容量，台数）
	遮断器	定格（遮断電流，遮断時間）
		自動同期検定装置の有無
	保護装置	設置要素
		設置場所
		設置相数
		解列箇所
		整定範囲
		整定値
		CT 比，VT 比
		シーケンスブロック
誘導機	発電プラント	拘束リアクタンス
		限流リアクトル容量
同期機	発電プラント	各種内部リアクタンス
		各種短絡時定数・開路時定数
		慣性定数（発電機＋タービン）
		制動巻線の有無
	制御装置	ガバナ系ブロック（調定率，GF 幅，CV，ICV モデルを含~~む~~）
		励磁系ブロック（AVR，PSS，PSVR）
		FRT 要件の適用有無
逆変換装置	発電プラント制御装置	メーカ，型式
		単独運転検出方式，整定値
		逆変換装置の容量
		通電電流制限値
		FRT 要件の適用有無
風力	発電プラント制御装置	発電機の出力特性
		出力変動対策の方法
		蓄電池，ウィンドファームコントローラーの有無
蓄電池	発電プラント	蓄電容量

託送供給等約款別冊　系統連系技術要件　2025 年 4 月 1 日実施		
		運転可能周波数の範囲
		単線結線図，系統並解列箇所
	構内設備	自家消費電力の最大値，最小値
		総合負荷力率
		高調波発生機器と高調波対策資料
		電圧フリッカの発生源と対策設備資料
	受電用変圧器，連系用変圧器	定格（定格容量，定格電圧）
		インピーダンス（変圧器定格容量ベース）
		制御方式，整定値
	調相設備	定格（容量，台数）
	遮断器	定格（遮断電流，遮断時間）
		自動同期検定装置の有無
	保護装置	設置要素
		設置場所
		設置相数
		解列箇所
		整定範囲
		整定値
		CT 比，VT 比
		シーケンスブロック
誘導機	発電プラント	拘束リアクタンス
		限流リアクトル容量
同期機	発電プラント	各種内部リアクタンス
		各種短絡時定数・開路時定数
		慣性定数（発電機＋タービン）
		制動巻線の有無
	制御装置	ガバナ系ブロック（調定率，GF 幅，CV，ICV モデルを含みます。）
		励磁系ブロック（AVR，PSS，PSVR）
		FRT 要件の適用有無
逆変換装置	発電プラント制御装置	メーカ，型式
		単独運転検出方式，整定値
		逆変換装置の容量
		通電電流制限値
		FRT 要件の適用有無
風力	発電プラント制御装置	発電機の出力特性
		出力変動対策の方法
		蓄電池，ウィンドファームコントローラーの有無
蓄電池	発電プラント	蓄電容量

託送供給等約款別冊　系統連系技術要件　新旧比較表

託送供給等約款別冊　系統連系技術要件　2024 年 4 月 1 日実施	託送供給等約款別冊　系統連系技術要件　2025 年 4 月 1 日実施
<table><tr><td>二次励磁機</td><td>発電プラント</td><td>拘束リアクタンス</td></tr></table>また，必要に応じて，記載されていない諸元等，最新の諸元等を提供していただくことがあります。	<table><tr><td>二次励磁機</td><td>発電プラント</td><td>拘束リアクタンス</td></tr></table>また，必要に応じて，記載されていない諸元等，最新の諸元等を提供していただくことがあります。
~~41~~ **昇圧用変圧器** 短絡電流抑制対策や発電機並列時の電圧低下対策等の面から，昇圧用変圧器のインピーダンス等を当社から指定させていただく場合があります。 また，電圧タップ値等を指定させていただく場合があります。	43 **昇圧用変圧器** 短絡電流抑制対策や発電機並列時の電圧低下対策等の面から，昇圧用変圧器のインピーダンス等を当社から指定させていただく場合があります。 また，電圧タップ値等を指定させていただく場合があります。
~~42~~ **連 絡 体 制** 発電者の構内事故および系統側の事故等により，連系用遮断器が動作した場合等（サイバー攻撃により設備異常が発生し，または発生するおそれがある場合を含みます。）には，当社と発電者との間で迅速かつ的確な情報連絡を行ない，速やかに必要な措置を講ずる必要があります。このため，発電者の技術員駐在箇所等と当社との間には，保安通信用電話設備を設置していただきます。 ただし，保安通信用電話設備は次のうちいずれかを用いることができます。 (1) 専用保安通信用電話設備 (2) 電気通信事業者の専用回線電話 (3) 次の条件をすべて満たす場合においては，一般加入電話または携帯電話 イ　発電者側の交換機を介さず直接技術員との通話が可能な方式（交換機を介する代表番号方式ではなく，直接技術員駐在箇所へつながる単番方式）とし，発電設備等の保守監視場所に常時設置されていること。 ロ　話中の場合に割り込みが可能な方式（キャッチホン等）であること。 ハ　停電時においても通話可能なものであること。 ニ　災害時等において当社と連絡が取れない場合には，当社との連絡がとれるまでの間，発電設備等の解列または運転を停止すること。また，保安規程上明記されていること。	44 **連 絡 体 制** 発電者の構内事故および系統側の事故等により，連系用遮断器が動作した場合等（サイバー攻撃により設備異常が発生し，または発生するおそれがある場合を含みます。）には，当社と発電者との間で迅速かつ的確な情報連絡を行ない，速やかに必要な措置を講ずる必要があります。このため，発電者の技術員駐在箇所等と当社との間には，保安通信用電話設備を設置していただきます。 ただし，保安通信用電話設備は次のうちいずれかを用いることができます。 (1) 専用保安通信用電話設備 (2) 電気通信事業者の専用回線電話 (3) 次の条件をすべて満たす場合においては，一般加入電話または携帯電話 イ　発電者側の交換機を介さず直接技術員との通話が可能な方式（交換機を介する代表番号方式ではなく，直接技術員駐在箇所へつながる単番方式）とし，発電設備等の保守監視場所に常時設置されていること。 ロ　話中の場合に割り込みが可能な方式（キャッチホン等）であること。 ハ　停電時においても通話可能なものであること。 ニ　災害時等において当社と連絡が取れない場合には，当社との連絡がとれるまでの間，発電設備等の解列または運転を停止すること。また，保安規程上明記されていること。
~~43~~ **バンク逆潮流の制限** 配電用変電所のバンクにおいて逆潮流が発生すると，電力品質面および保護協調面で問題が生じるおそれがあることから，原則として逆潮流が生じないよう発電者で発電または放電出力を抑制していただきます。ただし，配電用変電所に保護装置等を設置することにより，電力品質面および保護協調面で問題が生じないよう対策を行なう場合はこの限りではありません。	45 **バンク逆潮流の制限** 配電用変電所のバンクにおいて逆潮流が発生すると，電力品質面および保護協調面で問題が生じるおそれがあることから，原則として逆潮流が生じないよう発電者で発電または放電出力を抑制していただきます。ただし，配電用変電所に保護装置等を設置することにより，電力品質面および保護協調面で問題が生じないよう対策を行なう場合はこの限りではありません。
~~44~~ **サイバーセキュリティ対策** 事業用電気工作物（発電事業の用に供するものに限~~る~~。）は，電気事業法にもとづき，「電力制御システムセキュリティガイドライン」に準拠した対策を講じていただきます。 自家用電気工作物（発電事業の用に供するものおよび小規模事業用電気工作物を除~~く~~）に係る遠隔監視システムおよび制御システムは，「自家用電気工作物に係るサイバーセキュリティの確保に関するガイドライン」に準拠した対策を講じていただきます。 上記以外の発電設備等については，サイバー攻撃による発電設備等の異常動作を防止し，または発電設備等がサイバー攻撃を受けた場合に速やかな異常の除去，影響範囲の局限化などを行なうために次のとおり，適切なサイバーセキュリティ対策を講じていただきます。 (1) 外部ネットワークや他ネットワークを通じた発電設備等の制御に係るシステムへの影響を最小化するための対策を講じること。 (2) 発電設備等の制御に係るシステムには，マルウェアの侵入防止対策を講じること。 (3) 発電設備等に関し，セキュリティ管理責任者を設置すること。	46 **サイバーセキュリティ対策** 事業用電気工作物（発電事業の用に供するものに限ります。）は，電気事業法にもとづき，「電力制御システムセキュリティガイドライン」に準拠した対策を講じていただきます。 自家用電気工作物（発電事業の用に供するものおよび小規模事業用電気工作物を除きます。）に係る遠隔監視システムおよび制御システムは，「自家用電気工作物に係るサイバーセキュリティの確保に関するガイドライン」に準拠した対策を講じていただきます。 上記以外の発電設備等については，サイバー攻撃による発電設備等の異常動作を防止し，または発電設備等がサイバー攻撃を受けた場合に速やかな異常の除去，影響範囲の局限化などを行なうために次のとおり，適切なサイバーセキュリティ対策を講じていただきます。 (1) 外部ネットワークや他ネットワークを通じた発電設備等の制御に係るシステムへの影響を最小化するための対策を講じること。 (2) 発電設備等の制御に係るシステムには，マルウェアの侵入防止対策を講じること。 (3) 発電設備等に関し，セキュリティ管理責任者を設置すること。

託送供給等約款別冊　系統連系技術要件　新旧比較表

託送供給等約款別冊　系統連系技術要件　2024 年 4 月 1 日実施	託送供給等約款別冊　系統連系技術要件　2025 年 4 月 1 日実施
Ⅳ　発電者の系統連系技術要件（特別高圧）	**Ⅳ　発電者の系統連系技術要件（特別高圧）**
~~45~~ **電 気 方 式** 発電設備等の電気方式は，最大使用電力に比べ発電設備等の容量が非常に小さく，相間の不平衡による影響が実態上問題とならない場合を除き，連系する系統の電気方式（交流三相 3 線式）と同一としていただきます。	47 **電 気 方 式** 発電設備等の電気方式は，最大使用電力に比べ発電設備等の容量が非常に小さく，相間の不平衡による影響が実態上問題とならない場合を除き，連系する系統の電気方式（交流三相 3 線式）と同一としていただきます。
~~46~~ **運転可能周波数・並列時許容周波数** (1) 運転可能周波数 発電設備等の連続運転可能周波数および運転可能周波数は，次のとおりとしていただきます。 連続運転可能周波数：48.5 ヘルツを超え 50.5 ヘルツ以下 運転可能周波数：47.5 ヘルツ以上 51.5 ヘルツ以下 周波数低下時の運転継続時間は，48.5 ヘルツでは 10 分程度以上，48.0 ヘルツでは 1 分程度以上とすること。 周波数低下リレーの整定値は，原則として，検出レベルを 47.5 ヘルツ，検出時限を自動再閉路時間と協調が取れる範囲の最大値とすること。（協調が取れる範囲の最大値：2 秒以上） なお，新潟県佐渡市については，標準周波数が 60 ヘルツであり，別途協議させていただきます。 (2) 並列時許容周波数 系統周波数を適正値に維持する必要があるため，並列時の周波数は並列時許容周波数以内としていただきます。なお，並列時許容周波数は，標準周波数+0.1 ヘルツ以下（設定可能範囲：標準周波数+0.1～+1.0 ヘルツ）とします。ただし，離島など系統固有の事由等により個別に協議させていただく場合があります。	48 **運転可能周波数・並列時許容周波数** (1) 運転可能周波数 発電設備等の連続運転可能周波数および運転可能周波数は，次のとおりとしていただきます。 連続運転可能周波数：48.5 ヘルツを超え 50.5 ヘルツ以下 運転可能周波数：47.5 ヘルツ以上 51.5 ヘルツ以下 周波数低下時の運転継続時間は，48.5 ヘルツでは 10 分程度以上，48.0 ヘルツでは 1 分程度以上とすること。 周波数低下リレーの整定値は，原則として，検出レベルを 47.5 ヘルツ，検出時限を自動再閉路時間と協調が取れる範囲の最大値とすること。（協調が取れる範囲の最大値：2 秒以上） なお，新潟県佐渡市については，標準周波数が 60 ヘルツであり，別途協議させていただきます。 (2) 並列時許容周波数 系統周波数を適正値に維持する必要があるため，並列時の周波数は並列時許容周波数以内としていただきます。なお，並列時許容周波数は，標準周波数+0.1 ヘルツ以下（設定可能範囲：標準周波数+0.1～+1.0 ヘルツ）とします。ただし，離島など系統固有の事由等により個別に協議させていただく場合があります。
~~47~~ **力　　率** 発電者の受電地点における力率は，連系する系統の電圧を適切に維持できるように定めるものとし，必要な場合は当社からの求めに応じて，力率を変更~~できるものと~~していただきます。発電設備等の安定に運転できる範囲は，原則として発電設備等側からみて遅れ力率 90 パーセント～進み力率 95 パーセントとしていただきます。 逆潮流が無い場合は，原則として受電地点における力率を系統側からみて遅れ 85 パーセント以上とするとともに，系統側からみて進み力率にならないようにしていただきます。 また，受電地点の力率，電圧あるいは無効電力の調整スケジュール等について別途協議させていただくことがあります。	49 **力　　率** 発電者の受電地点における力率は，連系する系統の電圧を適切に維持できるように定めるものとし，必要な場合は当社からの求めに応じて，力率を変更していただきます。発電設備等の安定に運転できる範囲は，原則として発電設備等側からみて遅れ力率 90 パーセント～進み力率 95 パーセントとしていただきます。 逆潮流が無い場合は，原則として受電地点における力率を系統側からみて遅れ 85 パーセント以上とするとともに，系統側からみて進み力率にならないようにしていただきます。 また，受電地点の力率，電圧あるいは無効電力の調整スケジュール等について別途協議させていただくことがあります。
~~48~~ **高　調　波** 逆変換装置（二次励磁発電機の系統側変換装置を含みます。）を用いた発電設備等を設置する場合は，逆変換装置本体（フィルターを含みます。）の高調波流出電流を総合電流歪率 5 パーセント，各次電流歪率 3 パーセント以下としていただきます。また，その他の高調波発生機器を用いた電気設備を設置する場合には，~~88~~（電力品質対策の実施）に準じた対策を実施していただきます。	50 **高　調　波** 逆変換装置（二次励磁発電機の系統側変換装置を含みます。）を用いた発電設備等を設置する場合は，逆変換装置本体（フィルターを含みます。）の高調波流出電流を総合電流歪率 5 パーセント，各次電流歪率 3 パーセント以下としていただきます。また，その他の高調波発生機器を用いた電気設備を設置する場合には，90（電力品質対策の実施）に準じた対策を実施していただきます。
~~49~~ **需給バランス制約による発電設備等の出力の抑制** 逆潮流のある発電設備等のうち，太陽光発電設備および風力発電設備ならびに蓄電池には，当社の求めに応じて，当社からの遠隔制御により 0 パーセントから 100 パーセントの範囲（1 パーセント刻み）で出力（自家消費分を除くことも可）の抑制ができる機能を有する逆変換装置やその他必要な設備を設置する等の対策を実施していただきます。なお，ウィンドファ	51 **需給バランス制約による発電設備等の出力の抑制** 逆潮流のある発電設備等のうち，太陽光発電設備および風力発電設備ならびに蓄電池には，当社の求めに応じて，当社からの遠隔制御により 0 パーセントから 100 パーセントの範囲（1 パーセント刻み）で出力（自家消費分を除くことも可能とします。）の抑制ができる機能を有する逆変換装置やその他必要な設備を設置する等の対策を実施していただきます。なお，ウ

託送供給等約款別冊　系統連系技術要件　新旧比較表

託送供給等約款別冊　系統連系技術要件　2024 年 4 月 1 日実施	託送供給等約款別冊　系統連系技術要件　2025 年 4 月 1 日実施
ームとしての運用がない風力発電所やウィンドファームコントローラーがない風力発電所については，技術的制約を踏まえ個別協議とします。 逆潮流のある火力発電設備およびバイオマス発電設備（ただし，再生可能エネルギー特別措置法施行規則に定める地域資源バイオマス電源であって，燃料貯蔵や技術に由来する制約等により出力の抑制が困難なものを除く。）は，発電出力を技術的に合理的な範囲で最大限抑制し，多くとも 50 パーセント以下に抑制するために必要な機能を具備していただきます。なお，停止による対応も可能とします。自家消費を主な目的とした発電設備等については，個別の事情を踏まえ対策の内容を協議させていただきます。	ィンドファームとしての運用がない風力発電所やウィンドファームコントローラーがない風力発電所については，技術的制約を踏まえ個別協議とします。 逆潮流のある火力発電設備およびバイオマス発電設備（ただし，再生可能エネルギー特別措置法施行規則に定める地域資源バイオマス電源であって，燃料貯蔵や技術に由来する制約等により出力の抑制が困難なものを除きます。）は，発電出力を技術的に合理的な範囲で最大限抑制し，その最低出力を発電端の定格出力に対して，火力発電設備（混焼バイオマス発電設備を含みます。）については多くとも 30 パーセント以下，バイオマス発電設備については多くとも 50 パーセント以下に抑制するために必要な機能を具備していただきます。なお，停止による対応も可能とします。自家消費を主な目的とした発電設備等については，個別の事情を踏まえ対策の内容を協議させていただきます。実証設備の実証期間中の扱いについては，技術的制約を踏まえ個別に協議させていただき，実証期間終了後は，再協議させていただきます。
50　**送電容量制約による発電設備等の出力の抑制** 逆潮流のある発電設備等には，当社の求めに応じて，当社からの遠隔制御により，送電容量制約による出力の抑制ができる機能を有する装置やその他必要な装置を設置する等の対策を行うものとする。	52　**送電容量制約による発電設備等の出力の抑制** 逆潮流のある発電設備等には，当社の求めに応じて，当社からの遠隔制御により，送電容量制約による出力の抑制ができる機能を有する装置やその他必要な装置を設置する等の対策を行なっていただきます。
51　**不要解列の防止** (1) 保 護 協 調 発電設備等の故障または系統の事故時に，事故の除去，事故範囲の局限化，系統運用の安定・公衆保安の確保などを行なうために，次の考え方にもとづき保護協調を図っていただきます。なお，構内設備の故障に対しては，83（保護協調の実施）に準じた対策を実施していただきます。 イ　発電設備等の異常および故障に対しては，この影響を連系する系統へ波及させないために，発電設備等を当該系統から解列すること。 ロ　連系する系統に事故が発生した場合は，原則として当該系統から発電設備等を解列すること。ただし，再閉路方式によっては，解列が不要な場合もある。 ハ　上位系統事故，連系する系統の事故などにより当該系統の電源が喪失した場合であって単独運転が認められない場合には，発電設備等が解列し単独運転が生じないこと。 ニ　連系する系統における事故後再閉路時に，原則として発電設備等が当該系統から解列されていること。 ホ　連系する系統以外の事故時には，原則として発電設備等は解列しないこと。 ヘ　連系する系統から発電設備等が解列する場合には，逆電力リレー，不足電力リレー等による解列を，自動再閉路時間より短い時限かつ過渡的な電力変動による当該発電設備等の不要な遮断を回避できる時限で行なうこと。 (2) 事故時運転継続 系統事故による広範囲の瞬時電圧低下や周波数変動等により，発電設備等の一斉解列や出力低下継続等が発生し，系統全体の電圧・周波数維持に大きな影響を与えることを防止するため，発電設備等の種別毎に定められる事故時運転継続要件（FRT 要件）を満たしていただきます。なお，満たすべき FRT 要件は次のとおりです。	53　**不要解列の防止** (1) 保 護 協 調 発電設備等の故障または系統の事故時に，事故の除去，事故範囲の局限化，系統運用の安定・公衆保安の確保などを行なうために，次の考え方にもとづき保護協調を図っていただきます。なお，構内設備の故障に対しては，85（保護協調の実施）に準じた対策を実施していただきます。 イ　発電設備等の異常および故障に対しては，この影響を連系する系統へ波及させないために，発電設備等を当該系統から解列すること。 ロ　連系する系統に事故が発生した場合は，原則として当該系統から発電設備等を解列すること。ただし，再閉路方式によっては，解列が不要な場合もあります。 ハ　上位系統事故，連系する系統の事故などにより当該系統の電源が喪失した場合であって単独運転が認められない場合には，発電設備等が解列し単独運転が生じないこと。 ニ　連系する系統における事故後再閉路時に，原則として発電設備等が当該系統から解列されていること。 ホ　連系する系統以外の事故時には，原則として発電設備等は解列しないこと。 ヘ　連系する系統から発電設備等が解列する場合には，逆電力リレー，不足電力リレー等による解列を，自動再閉路時間より短い時限かつ過渡的な電力変動による当該発電設備等の不要な遮断を回避できる時限で行なうこと。 (2) 事故時運転継続 系統事故による広範囲の瞬時電圧低下や周波数変動等により，発電設備等の一斉解列や出力低下継続等が発生し，系統全体の電圧・周波数維持に大きな影響を与えることを防止するため，発電設備等の種別毎に定められる事故時運転継続要件（FRT 要件）を満たしていただきます。なお，満たすべき FRT 要件は次のとおりです。

発電設備等	電圧低下			周波数変動（運転継続）
	三相短絡を想定		二相短絡を想定	
	残電圧 20%以上（運転継続）	残電圧 20%未満（運転継続またはｹﾞｰﾄﾌﾞﾛｯｸ）	残電圧 52%以上・位相変化 41 度以下（運転継続）	50Hz 系統

発電設備等	電圧低下			周波数変動（運転継続）
	三相短絡を想定		二相短絡を想定	
	残電圧 20%以上（運転継続）	残電圧 20%未満（運転継続またはｹﾞｰﾄﾌﾞﾛｯｸ）	残電圧 52%以上・位相変化 41 度以下（運転継続）	50Hz 系統

託送供給等約款別冊　系統連系技術要件　新旧比較表

<table>
<tr><th colspan="6">託送供給等約款別冊　系統連系技術要件　2024 年 4 月 1 日実施</th></tr>
<tr><td rowspan="5">単相</td><td>太陽光</td><td rowspan="5">低圧単相に準ずる</td><td rowspan="5">低圧単相に準ずる</td><td rowspan="5">低圧単相に準ずる</td><td rowspan="5">低圧単相に準ずる</td></tr>
<tr><td>風力</td></tr>
<tr><td>蓄電池</td></tr>
<tr><td>燃料電池</td></tr>
<tr><td>ガスエンジン</td></tr>
<tr><td rowspan="5">三相</td><td>太陽光</td><td rowspan="5">高圧三相に準ずる</td><td rowspan="5">高圧三相に準ずる</td><td rowspan="5">高圧三相に準ずる</td><td rowspan="5">高圧三相に準ずる</td></tr>
<tr><td>風力</td></tr>
<tr><td>蓄電池</td></tr>
<tr><td>燃料電池</td></tr>
<tr><td>ガスエンジン</td></tr>
</table>

(3) 電圧・周波数変動による不要解列の防止

作業停止や需要増加などに伴い，電圧・周波数変動が継続する状況においても，発電設備等の不要解列による系統電圧・周波数維持への影響を防止するため，以下の端子電圧および周波数変動範囲においては，発電設備等を連続運転し，発電設備等の保護装置等による解列を行わないものとしていただきます。

また，これを超える端子電圧および周波数変動においても，設備に支障が無い範囲で運転を継続していただきます。

同期発電機・誘導発電機

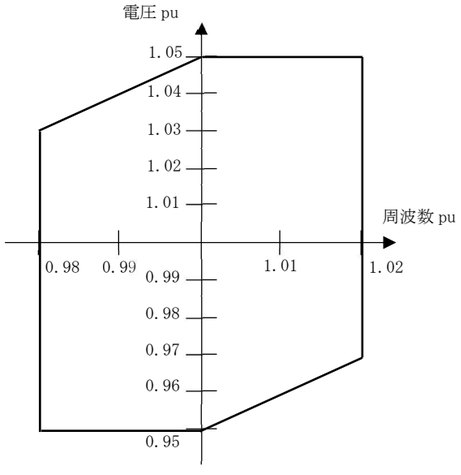

逆変換装置

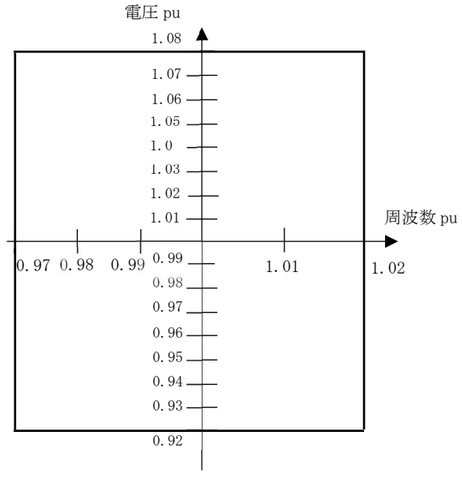

なお，電圧・周波数変動に鋭敏な負荷設備や，構内設備（発電用所内電源を除~~く~~）への電源供給維持のため，自立運転に移行する必要がある自家用発電設備等については，対策内容を協議させていただきます。

ただし，周波数変動範囲に対しては，~~46~~（運転可能周波数・並列時許容周波数）(1)運転可能周波数に準じた対策を実施していただきます。

<table>
<tr><th colspan="6">託送供給等約款別冊　系統連系技術要件　2025 年 4 月 1 日実施</th></tr>
<tr><td rowspan="5">単相</td><td>太陽光</td><td rowspan="5">低圧単相に準ずる</td><td rowspan="5">低圧単相に準ずる</td><td rowspan="5">低圧単相に準ずる</td><td rowspan="5">低圧単相に準ずる</td></tr>
<tr><td>風力</td></tr>
<tr><td>蓄電池</td></tr>
<tr><td>燃料電池</td></tr>
<tr><td>ガスエンジン</td></tr>
<tr><td rowspan="5">三相</td><td>太陽光</td><td rowspan="5">高圧三相に準ずる</td><td rowspan="5">高圧三相に準ずる</td><td rowspan="5">高圧三相に準ずる</td><td rowspan="5">高圧三相に準ずる</td></tr>
<tr><td>風力</td></tr>
<tr><td>蓄電池</td></tr>
<tr><td>燃料電池</td></tr>
<tr><td>ガスエンジン</td></tr>
</table>

(3) 電圧・周波数変動による不要解列の防止

作業停止や需要増加などに伴い，電圧・周波数変動が継続する状況においても，発電設備等の不要解列による系統電圧・周波数維持への影響を防止するため，以下の端子電圧および周波数変動範囲においては，発電設備等を連続運転し，発電設備等の保護装置等による解列を行なわないものとしていただきます。

また，これを超える端子電圧および周波数変動においても，設備に支障が無い範囲で運転を継続していただきます。

同期発電機・誘導発電機

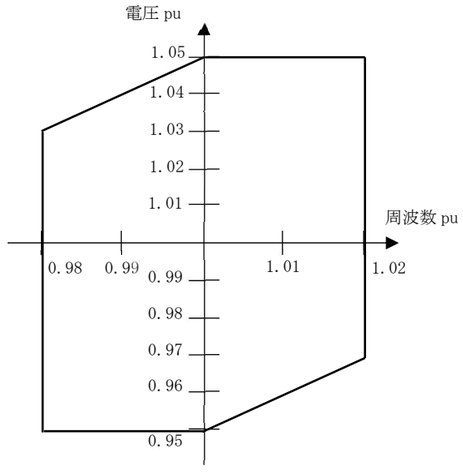

逆変換装置

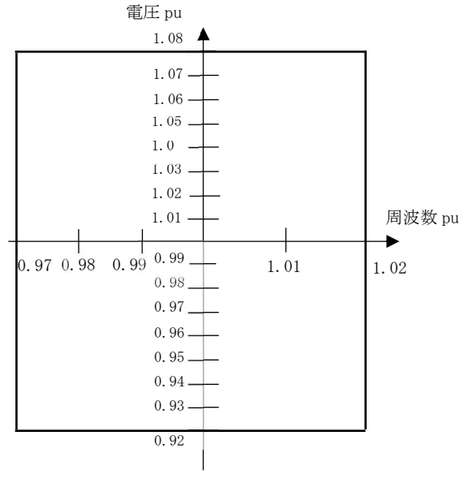

なお，電圧・周波数変動に鋭敏な負荷設備や，構内設備（発電用所内電源を除きます。）への電源供給維持のため，自立運転に移行する必要がある自家用発電設備等については，対策内容を協議させていただきます。

ただし，周波数変動範囲に対しては，48（運転可能周波数・並列時許容周波数）(1)運転可能周波数に準じた対策を実施していただきます。

託送供給等約款別冊　系統連系技術要件　新旧比較表

託送供給等約款別冊　系統連系技術要件　2024 年 4 月 1 日実施	託送供給等約款別冊　系統連系技術要件　2025 年 4 月 1 日実施
~~52~~　**保護装置の設置** (1) 発電設備等故障対策 発電設備等故障時の系統保護のため過電圧リレーおよび不足電圧リレーを設置していただきます。ただし，発電設備等自体の保護装置により検出・保護できる場合は省略することができます。 (2) 系統側事故対策 イ　短 絡 保 護 系統の短絡事故時の保護のため，次の保護リレーを設置していただきます。 (ｲ) 同期発電機を用いる場合 連系する系統の短絡事故を検出し，発電設備を解列することのできる短絡方向リレーを設置~~していただきます~~。当該リレーが有効に機能しない場合は，短絡方向距離リレーまたは電流差動リレーを設置すること。 (ﾛ) 誘導発電機，二次励磁発電機または逆変換装置を用いる場合 連系する系統の短絡事故時に，発電電圧の異常低下を検出し解列することのできる不足電圧リレーを設置すること。 なお，この不足電圧リレーは，発電設備等故障対策用の不足電圧リレーと兼用することができ~~る~~。 必要に応じて連系する系統と同じ方式の保護リレーを設置していただきます。 連系する系統と同じ方式の保護リレーは，当社側と同じ方式の保護リレー（電流差動リレー方式，方向比較リレー方式，回線選択リレー方式など）を設置していただきます。 なお，電流差動リレー方式，方向比較リレー方式で用いるリレー，通信設備については，当社が採用する仕様と同じ仕様のものを設置していただきます。 また，154,000 ボルト以下の系統へ連系する場合は，原則として系統保護リレーを 1 系列，275,000 ボルト以上の系統へ連系する場合は，系統保護リレーを 2 系列設置していただきます。 ロ　地 絡 保 護 系統の地絡事故時の保護のため，次の保護リレーを設置していただきます。 中性点直接接地方式の系統に連系する場合は，電流差動リレーを設置していただきます。 中性点直接接地方式以外の系統に連系する場合は，地絡過電圧リレーを設置していただきます。当該リレーが有効に機能しない場合は，地絡方向リレーまたは電流差動リレーを設置していただきます。 ただし，次のいずれかを満たす場合は，地絡過電圧リレーを省略することができます。 (ｲ) 発電機引出口にある地絡過電圧リレーにより，連系する系統の地絡事故を検出できる場合 (ﾛ) 発電設備等の出力が構内の負荷より小さく，周波数低下リレーにより高速に単独運転を検出し，解列することができる場合 (ﾊ) 逆電力リレー，不足電力リレーまたは受動的方式の単独運転防止機能を有する装置により高速に単独運転を検出し，解列することができる場合 なお，連系当初は地絡過電圧リレーを省略可能な場合であっても，その後構内の負荷状況の変更や電力系統の変更などによって，地絡過電圧リレーの省略要件を満たさなくなった場合は，発電者，発電設備等を系統連系する需要者の責任において，地絡過電圧リレーを設置すること。 必要に応じて連系する系統と同じ方式の保護リレーを設置していただきます。	54　**保護装置の設置** (1) 発電設備等故障対策 発電設備等故障時の系統保護のため過電圧リレーおよび不足電圧リレーを設置していただきます。ただし，発電設備等自体の保護装置により検出・保護できる場合は省略することができます。 (2) 系統側事故対策 イ　短 絡 保 護 系統の短絡事故時の保護のため，次の保護リレーを設置していただきます。 (ｲ) 同期発電機を用いる場合 連系する系統の短絡事故を検出し，発電設備を解列することのできる短絡方向リレーを設置すること。当該リレーが有効に機能しない場合は，短絡方向距離リレーまたは電流差動リレーを設置すること。 (ﾛ) 誘導発電機，二次励磁発電機または逆変換装置を用いる場合 連系する系統の短絡事故時に，発電電圧の異常低下を検出し解列することのできる不足電圧リレーを設置すること。 なお，この不足電圧リレーは，発電設備等故障対策用の不足電圧リレーと兼用することができます。 必要に応じて連系する系統と同じ方式の保護リレーを設置していただきます。 連系する系統と同じ方式の保護リレーは，当社側と同じ方式の保護リレー（電流差動リレー方式，方向比較リレー方式，回線選択リレー方式など）を設置していただきます。 なお，電流差動リレー方式，方向比較リレー方式で用いるリレー，通信設備については，当社が採用する仕様と同じ仕様のものを設置していただきます。 また，154,000 ボルト以下の系統へ連系する場合は，原則として系統保護リレーを 1 系列，275,000 ボルト以上の系統へ連系する場合は，系統保護リレーを 2 系列設置していただきます。 ロ　地 絡 保 護 系統の地絡事故時の保護のため，次の保護リレーを設置していただきます。 中性点直接接地方式の系統に連系する場合は，電流差動リレーを設置していただきます。 中性点直接接地方式以外の系統に連系する場合は，地絡過電圧リレーを設置していただきます。当該リレーが有効に機能しない場合は，地絡方向リレーまたは電流差動リレーを設置していただきます。 ただし，次のいずれかを満たす場合は，地絡過電圧リレーを省略することができます。 (ｲ) 発電機引出口にある地絡過電圧リレーにより，連系する系統の地絡事故を検出できる場合 (ﾛ) 発電設備等の出力が構内の負荷より小さく，周波数低下リレーにより高速に単独運転を検出し，解列することができる場合 (ﾊ) 逆電力リレー，不足電力リレーまたは受動的方式の単独運転防止機能を有する装置により高速に単独運転を検出し，解列することができる場合 なお，連系当初は地絡過電圧リレーを省略可能な場合であっても，その後構内の負荷状況の変更や電力系統の変更などによって，地絡過電圧リレーの省略要件を満たさなくなった場合は，発電者，発電設備等を系統連系する需要者の責任において，地絡過電圧リレーを設置すること。 必要に応じて連系する系統と同じ方式の保護リレーを設置していただきます。

託送供給等約款別冊　系統連系技術要件　新旧比較表

託送供給等約款別冊　系統連系技術要件　2024 年 4 月 1 日実施	託送供給等約款別冊　系統連系技術要件　2025 年 4 月 1 日実施
連系する系統と同じ方式の保護リレーは，当社側と同じ方式の保護リレー（電流差動リレー方式，方向比較リレー方式，回線選択リレー方式など）を設置していただきます。 なお，電流差動リレー方式，方向比較リレー方式で用いるリレー，通信設備については，当社が採用する仕様と同じ仕様のものを設置していただきます。 また，154,000 ボルト以下の系統へ連系する場合は，原則として系統保護リレーを 1 系列，275,000 ボルト以上の系統へ連系する場合は，系統保護リレーを 2 系列設置していただきます。	連系する系統と同じ方式の保護リレーは，当社側と同じ方式の保護リレー（電流差動リレー方式，方向比較リレー方式，回線選択リレー方式など）を設置していただきます。 なお，電流差動リレー方式，方向比較リレー方式で用いるリレー，通信設備については，当社が採用する仕様と同じ仕様のものを設置していただきます。 また，154,000 ボルト以下の系統へ連系する場合は，原則として系統保護リレーを 1 系列，275,000 ボルト以上の系統へ連系する場合は，系統保護リレーを 2 系列設置していただきます。
(3) 単独運転防止対策	(3) 単独運転防止対策
イ　逆潮流がある場合 適正な電圧・周波数を逸脱した単独運転を防止するため，周波数上昇リレーおよび周波数低下リレーまたは転送遮断装置を設置していただきます。また，周波数上昇リレーおよび周波数低下リレーは，単独運転状態になった場合に系統電圧が定格電圧の 40 パーセント程度まで低下したとしても周波数を検出可能なものとしていただきます。 なお，上記特性を有しないときは，単独運転状態になった場合に系統等に影響を与えるまでに低下した系統電圧を検出可能な不足電圧リレーと組み合わせて補完しながら使用していただきます。また，必要により周波数上昇リレーおよび周波数低下リレーに加えて転送遮断装置を設置していただく場合があります。 また，単独系統を復旧（本系統へ再並列）するにあたり，系統電源と当該発電設備等の周波数，電圧および位相差が合致しない場合には，当社からの指令を受け，当該発電設備等を速やかに単独系統から解列していただきます。	イ　逆潮流がある場合 適正な電圧・周波数を逸脱した単独運転を防止するため，周波数上昇リレーおよび周波数低下リレーまたは転送遮断装置を設置していただきます。また，周波数上昇リレーおよび周波数低下リレーは，単独運転状態になった場合に系統電圧が定格電圧の 40 パーセント程度まで低下したとしても周波数を検出可能なものとしていただきます。 なお，上記特性を有しないときは，単独運転状態になった場合に系統等に影響を与えるまでに低下した系統電圧を検出可能な不足電圧リレーと組み合わせて補完しながら使用していただきます。また，必要により周波数上昇リレーおよび周波数低下リレーに加えて転送遮断装置を設置していただく場合があります。 また，単独系統を復旧（本系統へ再並列）するにあたり，系統電源と当該発電設備等の周波数，電圧および位相差が合致しない場合には，当社からの指令を受け，当該発電設備等を速やかに単独系統から解列していただきます。
ロ　逆潮流がない場合 単独運転防止のため，周波数上昇リレーおよび周波数低下リレーを設置していただきます。ただし，発電設備等の出力容量が系統の負荷と均衡する場合であって，周波数上昇リレーまたは周波数低下リレーにより検出・保護できないおそれがあるときは，逆電力リレーを設置していただきます。	ロ　逆潮流がない場合 単独運転防止のため，周波数上昇リレーおよび周波数低下リレーを設置していただきます。ただし，発電設備等の出力容量が系統の負荷と均衡する場合であって，周波数上昇リレーまたは周波数低下リレーにより検出・保護できないおそれがあるときは，逆電力リレーを設置していただきます。
(4) 事故波及防止対策	(4) 事故波及防止対策
イ　発電機が脱調したときの事故波及を防止するため，脱調分離リレーを必要により設置していただく場合があります。	イ　発電機が脱調したときの事故波及を防止するため，脱調分離リレーを必要により設置していただく場合があります。
ロ　系統事故などの影響により，他の送電線および変圧器等が過負荷になるおそれがある場合，または系統の安定度や周波数等が維持できないおそれがある場合には，事故波及防止リレー装置によって発電者の発電設備を抑制または遮断いたします。この場合，発電者に，転送信号などによって発電設備を自動抑制または自動遮断する事故波及防止リレー装置を設置していただきます。	ロ　系統事故などの影響により，他の送電線および変圧器等が過負荷になるおそれがある場合，または系統の安定度や周波数等が維持できないおそれがある場合には，事故波及防止リレー装置によって発電者の発電設備を抑制または遮断いたします。この場合，発電者に，転送信号などによって発電設備を自動抑制または自動遮断する事故波及防止リレー装置を設置していただきます。
(5) 構内設備事故対策 構内設備事故対策として，~~84~~（保護装置の設置）に準じた対策を実施していただきます。	(5) 構内設備事故対策 構内設備事故対策として，86（保護装置の設置）に準じた対策を実施していただきます。
(6) 事故除去時間 中性点直接接地系統においては，同期安定度確保，瞬時電圧低下の影響，電磁誘導障害対策面で高速な事故除去が求められるため，連系点および同一電圧階級設備の遮断器，保護リレーの動作時間を以下の通りとしていただきます。 遮断器：2 サイクル以内 保護リレー（短絡・地絡事故除去用）：2 サイクル以内 なお，上記を基本とし，中性点直接接地系統以外を含め，系統固有の事由等により個別に協議させていただく場合があります。	(6) 事故除去時間 中性点直接接地系統においては，同期安定度確保，瞬時電圧低下の影響，電磁誘導障害対策面で高速な事故除去が求められるため，連系点および同一電圧階級設備の遮断器，保護リレーの動作時間を以下の通りとしていただきます。 遮断器：2 サイクル以内 保護リレー（短絡・地絡事故除去用）：2 サイクル以内 なお，上記を基本とし，中性点直接接地系統以外を含め，系統固有の事由等により個別に協議させていただく場合があります。

託送供給等約款別冊　系統連系技術要件　新旧比較表

託送供給等約款別冊　系統連系技術要件　2024 年 4 月 1 日実施	託送供給等約款別冊　系統連系技術要件　2025 年 4 月 1 日実施
~~53~~ **再閉路方式** 自動再閉路を実施している送電線へ連系する場合で，自動再閉路方式を採用する場合は，連系送電線の再閉路方式と協調を図っていただき，必要な設備を設置していただきます。 当社の送電線で採用している標準の再閉路方式は，以下のとおりです。 (1) 66,000 ボルト以下の送電線：低速度三相再閉路方式 (2) 154,000 ボルト送電線：高速度単相または多相再閉路方式，および中速度三相再閉路方式 (3) 275,000 ボルト以上の送電線：高速度多相再閉路方式，および中速度三相再閉路方式 なお，再閉路方式の運用にあたっては，発電設備の回転軸強度などに支障がないようにしていただきます。	55 **再閉路方式** 自動再閉路を実施している送電線へ連系する場合で，自動再閉路方式を採用する場合は，連系送電線の再閉路方式と協調を図っていただき，必要な設備を設置していただきます。 当社の送電線で採用している標準の再閉路方式は，以下のとおりです。 (1) 66,000 ボルト以下の送電線：低速度三相再閉路方式 (2) 154,000 ボルト送電線：高速度単相または多相再閉路方式，および中速度三相再閉路方式 (3) 275,000 ボルト以上の送電線：高速度多相再閉路方式，および中速度三相再閉路方式 なお，再閉路方式の運用にあたっては，発電設備の回転軸強度などに支障がないようにしていただきます。
~~54~~ **保護装置の設置場所** 保護装置は，受電地点または故障の検出が可能な場所に設置していただきます。	56 **保護装置の設置場所** 保護装置は，受電地点または故障の検出が可能な場所に設置していただきます。
~~55~~ **解 列 箇 所** 保護装置が動作した場合の解列箇所は，原則として，系統から発電設備等を解列することができる次のいずれかの箇所としていただきます。なお，当社から解列箇所を指定させていただく場合があります。 (1) 受電用遮断器 (2) 発電設備等出力端遮断器 (3) 発電設備等連絡用遮断器 (4) 母線連絡用遮断器 また，解列にあたっては，発電設備等を電路から機械的に切り離すことができ，かつ，電気的にも完全な絶縁状態を保持しなければならないため，原則として，半導体のみで構成された電子スイッチを遮断装置として適用することはできません。 なお，構内保護装置が動作した場合の解列箇所は，~~86~~（解列箇所）に準じた対策を実施していただきます。	57 **解 列 箇 所** 保護装置が動作した場合の解列箇所は，原則として，系統から発電設備等を解列することができる次のいずれかの箇所としていただきます。なお，当社から解列箇所を指定させていただく場合があります。 (1) 受電用遮断器 (2) 発電設備等出力端遮断器 (3) 発電設備等連絡用遮断器 (4) 母線連絡用遮断器 また，解列にあたっては，発電設備等を電路から機械的に切り離すことができ，かつ，電気的にも完全な絶縁状態を保持しなければならないため，原則として，半導体のみで構成された電子スイッチを遮断装置として適用することはできません。 なお，構内保護装置が動作した場合の解列箇所は，88（解列箇所）に準じた対策を実施していただきます。
~~56~~ **保護リレーの設置相数** 保護リレーの設置相数は，次のとおりとしていただきます。 (1) 地絡過電圧リレー，地絡方向リレー，地絡検出用電流差動リレー，地絡検出用方向比較リレー，地絡検出用回線選択リレーは零相回路に設置すること。 (2) 過電圧リレー，周波数低下リレー，周波数上昇リレー，逆電力リレーは 1 相設置とすること。 (3) 不足電力リレーは 2 相設置とすること。 (4) 短絡方向リレー，不足電圧リレー，短絡検出・地絡検出兼用電流差動リレー，短絡検出用電流差動リレー，短絡検出用方向比較リレー，短絡方向距離リレー，短絡検出用回線選択リレー，地絡方向距離リレーは 3 相設置とすること。	58 **保護リレーの設置相数** 保護リレーの設置相数は，次のとおりとしていただきます。 (1) 地絡過電圧リレー，地絡方向リレー，地絡検出用電流差動リレー，地絡検出用方向比較リレー，地絡検出用回線選択リレーは零相回路に設置すること。 (2) 過電圧リレー，周波数低下リレー，周波数上昇リレー，逆電力リレーは 1 相設置とすること。 (3) 不足電力リレーは 2 相設置とすること。 (4) 短絡方向リレー，不足電圧リレー，短絡検出・地絡検出兼用電流差動リレー，短絡検出用電流差動リレー，短絡検出用方向比較リレー，短絡方向距離リレー，短絡検出用回線選択リレー，地絡方向距離リレーは 3 相設置とすること。
~~57~~ **自動負荷制限・発電抑制** (1) 発電設備等の脱落時等に主として連系する送電線および変圧器等が過負荷になるおそれがある場合は，自動的に負荷を制限する対策を行なっていただきます。 また，系統事故等により他の送電線および変圧器等が過負荷になるおそれがある場合，または系統の安定度や周波数等が維持できないおそれがある場合には，自動で発電抑制または発電遮断もしくは発電増出力（揚水遮断および蓄電池の充電停止を含~~む~~）を行なっていただくことがあります。 なお，この場合発電場所に必要な装置を設置していただきます。 ただし，出力変動緩和対策として設置していただく蓄電池については，充電を停止することにより，出力変動緩和の機能を喪失することになるため，本要件の適用範囲外とします。 (2) あらかじめ当社が指定した送配電線 1 回線，変圧器 1 台その他の電力設備の単一故障の発生時に保護装置により行なわれる速やかな発電抑制または発電遮断（以下「Ｎ－1 電制」	59 **自動負荷制限・発電抑制** (1) 発電設備等の脱落時等に主として連系する送電線および変圧器等が過負荷になるおそれがある場合は，自動的に負荷を制限する対策を行なっていただきます。 また，系統事故等により他の送電線および変圧器等が過負荷になるおそれがある場合，または系統の安定度や周波数等が維持できないおそれがある場合には，自動で発電抑制または発電遮断もしくは発電増出力（揚水遮断および蓄電池の充電停止を含みます。）を行なっていただくことがあります。 なお，この場合発電場所に必要な装置を設置していただきます。 ただし，出力変動緩和対策として設置していただく蓄電池については，充電を停止することにより，出力変動緩和の機能を喪失することになるため，本要件の適用範囲外とします。 (2) あらかじめ当社が指定した送配電線 1 回線，変圧器 1 台その他の電力設備の単一故障の発生時に保護装置により行なわれる速やかな発電抑制または発電遮断（以下「Ｎ－1 電制」

託送供給等約款別冊　系統連系技術要件　新旧比較表

託送供給等約款別冊　系統連系技術要件　2024 年 4 月 1 日実施	託送供給等約款別冊　系統連系技術要件　2025 年 4 月 1 日実施
といいます。）を実施することで，運用容量を拡大することが効率的な設備形成に資すると当社が判断した場合，Ｎ－1 電制を実施するために発電設備等に設置する制御装置等（以下「Ｎ－1 電制装置」といいます。）を設置することが適当であると判断した発電設備等を指定して，当該発電設備等を維持および運用する発電者または新規に送電系統への連系を行なう発電者に対して，Ｎ－1 電制装置の設置を求めることがあります。この場合，正当な理由がない限り，発電場所へのＮ－1 電制装置の設置およびその他Ｎ－1 電制の実施に必要な対応をしていただきます。	といいます。）を実施することで，運用容量を拡大することが効率的な設備形成に資すると当社が判断した場合，Ｎ－1 電制を実施するために発電設備等に設置する制御装置等（以下「Ｎ－1 電制装置」といいます。）を設置することが適当であると判断した発電設備等を指定して，当該発電設備等を維持および運用する発電者または新規に送電系統への連系を行なう発電者に対して，Ｎ－1 電制装置の設置を求めることがあります。この場合，正当な理由がない限り，発電場所へのＮ－1 電制装置の設置およびその他Ｎ－1 電制の実施に必要な対応をしていただきます。
~~58~~　**線路無電圧確認装置の設置** 発電設備等を連系する変電所の引出口に線路無電圧確認装置が設置されていない場合には，再閉路時の事故防止のために，発電設備等を連系する変電所の引出口に線路無電圧確認装置を設置いたします。ただし，次のいずれかを満たす場合は，線路無電圧確認装置を省略できるものといたします。 (1) 逆潮流が無い場合であって，電力系統との連系に係る保護リレー，計器用変流器，計器用変圧器，遮断器および制御用電源配線が，相互予備となるように 2 系列化されているとき。ただし，次のいずれかにより簡素化を図ることができ~~る~~。 イ　2 系列の保護リレーのうちの 1 系列は，不足電力リレーのみとすることができ~~る~~。 ロ　計器用変流器は，不足電力リレーを計器用変流器の末端に配置する場合，1 系列目と 2 系列目を兼用でき~~る~~。 ハ　計器用変圧器は，不足電圧リレーを計器用変圧器の末端に配置する場合，1 系列目と 2 系列目を兼用でき~~る~~。	60　**線路無電圧確認装置の設置** 発電設備等を連系する変電所の引出口に線路無電圧確認装置が設置されていない場合には，再閉路時の事故防止のために，発電設備等を連系する変電所の引出口に線路無電圧確認装置を設置いたします。ただし，次のいずれかを満たす場合は，線路無電圧確認装置を省略できるものといたします。 (1) 逆潮流が無い場合であって，電力系統との連系に係る保護リレー，計器用変流器，計器用変圧器，遮断器および制御用電源配線が，相互予備となるように 2 系列化されているとき。ただし，次のいずれかにより簡素化を図ることができます。 イ　2 系列の保護リレーのうちの 1 系列は，不足電力リレーのみとすることができます。 ロ　計器用変流器は，不足電力リレーを計器用変流器の末端に配置する場合，1 系列目と 2 系列目を兼用できます。 ハ　計器用変圧器は，不足電圧リレーを計器用変圧器の末端に配置する場合，1 系列目と 2 系列目を兼用できます。
~~59~~　**発電機運転制御装置の付加** (1) 系統安定化，潮流制御のための機能 系統安定化，潮流制御等の理由により運転制御が必要な場合には，以下の機能を具備した運転制御装置を設置していただきます。なお，設置については個別に協議させていただきます。 イ　PSS(Power System Stabilizer) 広域的な安定度維持が必要となる場合は，PSS の形式として複数入力 PSS（ΔP＋Δω形 PSS など）を指定させていただく場合があります。 ロ　超速応励磁自動電圧調整機能 (2) 周波数調整のための機能 火力発電設備~~および~~混焼バイオマス発電設備（地域資源バイオマス発電設備を除~~く~~。）については，以下の周波数調整機能を具備していただきます。なお，その他の発電設備等については，個別に協議させていただきます。 ~~イ~~　ガバナフリー運転 タービンの調速機（ガバナ）を系統周波数の変動に応じて発電機出力を変化させるように運転（ガバナフリー運転）する機能を具備すること。 ~~ロ~~　LFC（Load Frequency Control：負荷周波数制御）機能 当社からの LFC 信号に追従し，発電機出力を変動させる機能を具備すること。 ~~ハ~~　周波数変動補償機能 標準周波数±0.2 ヘルツを超えた場合，系統の周波数変動により，ガバナで調整した出力を発電所の自動出力制御装置が，出力指令値に引き戻すことがないように，ガバナによる出力変動相当を出力指令値に加算する機能を具備すること。 ~~ニ~~　EDC（Economic load Dispatching Control：経済負荷配分制御）機能 当社からの出力指令値に発電機出力を自動追従制御する機能を具備すること。	61　**発電機運転制御装置の付加** (1) 系統安定化，潮流制御のための機能 系統安定化，潮流制御等の理由により運転制御が必要な場合には，以下の機能を具備した運転制御装置を設置していただきます。なお，設置については個別に協議させていただきます。 イ　PSS(Power System Stabilizer) 広域的な安定度維持が必要となる場合は，PSS の形式として複数入力 PSS（ΔP＋Δω形 PSS など）を指定させていただく場合があります。 ロ　超速応励磁自動電圧調整機能 (2) 周波数調整のための機能 火力発電設備，混焼バイオマス発電設備（地域資源バイオマス発電設備を除きます。）および揚水発電設備（発電方向）については，以下の周波数調整機能を具備していただきます。なお，その他の発電設備等については，個別に協議させていただきます。 イ　火力発電設備および混焼バイオマス発電設備（地域資源バイオマス発電設備を除きます。） (ｲ)　ガバナフリー運転 タービンの調速機（ガバナ）を系統周波数の変動に応じて発電機出力を変化させるように運転（ガバナフリー運転）する機能を具備すること。 (ﾛ)　LFC（Load Frequency Control：負荷周波数制御）機能 当社からの LFC 信号に追従し，発電機出力を変動させる機能を具備すること。 (ﾊ)　周波数変動補償機能 標準周波数±0.2 ヘルツを超えた場合，系統の周波数変動により，ガバナで調整した出力を発電所の自動出力制御装置が，出力指令値に引き戻すことがないように，ガバナによる出力変動相当を出力指令値に加算する機能を具備すること。 (ﾆ)　EDC（Economic load Dispatching Control：経済負荷配分制御）機能 当社からの出力指令値に発電機出力を自動追従制御する機能を具備すること。

託送供給等約款別冊　系統連系技術要件　新旧比較表

託送供給等約款別冊　系統連系技術要件　2024 年 4 月 1 日実施

~~ホ~~　出力低下防止機能

~~100 メガワット以上の~~火力発電設備は，周波数 49.0 ヘルツまでは発電機出力を低下しない，周波数 49.0 ヘルツ以下については，1 ヘルツ低下するごとに 5 パーセント以内の出力低下に抑える，~~もしくは~~，一度出力低下しても回復する機能を具備~~すること~~。

~~なお，~~具体的な発電設備の性能は，次のとおりです。ただし，系統の電源構成の状況等，必要に応じて別途協議を行なうことがあります。

	発電機定格出力	100 メガワット以上	
		GT および GTCC	その他の火力発電設備および混焼バイオマス発電設備※6
機能・仕様等	GF 調定率	5 パーセント以下	5 パーセント以下
	GF 幅※1	5 パーセント以上（定格出力基準）	3 パーセント以上（定格出力基準）
	GF 制御応答性	2 秒以内に出力変化開始，10 秒以内に GF 幅の出力変化完了	
	LFC 幅	±5 パーセント以上（定格出力基準）	±5 パーセント以上（定格出力基準）
	LFC 変化速度※2	5 パーセント/分以上（定格出力基準）	1 パーセント/分以上（定格出力基準）
	LFC 制御応答性	20 秒以内に出力変化開始	60 秒以内に出力変化開始
	EDC 変化速度※2	5 パーセント/分以上（定格出力基準）	1 パーセント/分以上（定格出力基準）
	EDC 制御応答性	20 秒以内に出力変化開始※7	60 秒以内に出力変化開始※7
	EDC+LFC 変化速度	10 パーセント/分以上（定格出力基準）	1 パーセント/分以上（定格出力基準）
	最低出力※3※4（定格出力基準）	~~50~~ パーセント以下 DSS 機能具備※5	30 パーセント以下

※1 GT および GTCC については負荷制限設定値までの上げ余裕値が定格出力の 5 パーセント以上その他の発電機については定格出力の 3 パーセント以上を確保。定格出力付近などの要件を満たせない出力帯について別途協議。

※2 定格出力付近のオーバーシュート防止や低出力帯での安定運転により要件を満たせない場合には別途協議。

※3 気化ガス（BOG）処理などにより最低出力を満たせない場合には別途協議。

託送供給等約款別冊　系統連系技術要件　2025 年 4 月 1 日実施

(ホ)　出力低下防止機能

火力発電設備およびコージェネレーション（ガスタービン・ガスエンジンを採用した 60 メガワット未満のコージェネレーションを除きます。）は，周波数 49.0 ヘルツまでは発電機出力を低下しない，周波数 49.0 ヘルツ以下については，1 ヘルツ低下するごとに 5 パーセント以内の出力低下に抑える，または，一度出力低下しても回復する機能もしくは装置を具備すること。

なお，周波数変動に鋭敏な負荷設備や，構内設備（発電用所内電源を除きます。）への電源供給維持のため，自立運転に移行する必要がある自家用発電設備等については，対策内容を協議させていただきます。

具体的な発電設備の性能は，次のとおりです。ただし，系統の電源構成の状況等，必要に応じて別途協議を行なうことがあります。

	発電機定格出力	100 メガワット以上	
		GT および GTCC	その他の火力発電設備および混焼バイオマス発電設備※6
機能・仕様等	GF 調定率	5 パーセント以下	5 パーセント以下
	GF 幅※1	5 パーセント以上（定格出力基準）	3 パーセント以上（定格出力基準）
	GF 制御応答性	2 秒以内に出力変化開始，10 秒以内に GF 幅の出力変化完了	
	LFC 幅	±5 パーセント以上（定格出力基準）	±5 パーセント以上（定格出力基準）
	LFC 変化速度※2	5 パーセント/分以上（定格出力基準）	1 パーセント/分以上（定格出力基準）
	LFC 制御応答性	20 秒以内に出力変化開始	60 秒以内に出力変化開始
	EDC 変化速度※2	5 パーセント/分以上（定格出力基準）	1 パーセント/分以上（定格出力基準）
	EDC 制御応答性	20 秒以内に出力変化開始※7	60 秒以内に出力変化開始※7
	EDC+LFC 変化速度	10 パーセント/分以上（定格出力基準）	1 パーセント/分以上（定格出力基準）
	最低出力※3※4（定格出力基準）	30 パーセント以下※8 DSS 機能具備※5	30 パーセント以下※8

※1 GT および GTCC については負荷制限設定値までの上げ余裕値が定格出力の 5 パーセント以上その他の発電機については定格出力の 3 パーセント以上を確保。定格出力付近などの要件を満たせない出力帯について別途協議。

※2 定格出力付近のオーバーシュート防止や低出力帯での安定運転により要件を満たせない場合には別途協議。

※3 気化ガス（BOG）処理などにより最低出力を満たせない場合には別途協議。

託送供給等約款別冊　系統連系技術要件　新旧比較表

託送供給等約款別冊　系統連系技術要件　2024年4月1日実施	託送供給等約款別冊　系統連系技術要件　2025年4月1日実施
※4 EDC/LFC指令で制御可能な最低出力。	※4 EDC/LFC指令で制御可能な最低出力。停止により対応をする発電設備の場合は，この限りではない。
※5 日間起動停止運転（DSS）は，発電機解列～並列まで8時間以内で可能なこと。	※5 日間起動停止運転（DSS）は，発電機解列～並列まで8時間以内で可能なこと。
※6 地域資源バイオマス発電設備を除く。	※6 地域資源バイオマス発電設備を除く。
※7 記載の秒数は目安値とし，可能な限り早期に出力変化開始し，出力変化完了すること。	※7 記載の秒数は目安値とし，可能な限り早期に出力変化開始し，出力変化完了すること。
	※8 51（需給バランス制約による発電設備等の出力の抑制）による。
また，周波数調整機能に必要な受信信号（EDC・LFC指令値，EDC・LFC運転指令，運転可能出力帯（バンド）指令）を受信する機能および，必要な送信信号（現在出力，可能最大発電出力〔GTおよびGTCCのみ。〕，EDC・LFC使用/除外，GF使用/除外，周波数調整機能故障）を送信する機能を具備していただきます。	また，周波数調整機能に必要な受信信号（EDC・LFC指令値，EDC・LFC運転指令，運転可能出力帯（バンド）指令）を受信する機能および，必要な送信信号（現在出力，可能最大発電出力〔GTおよびGTCCのみ。〕，EDC・LFC使用/除外，GF使用/除外，周波数調整機能故障）を送信する機能を具備していただきます。
	ロ　揚水発電設備（発電方向）
	(ｲ) ガバナフリー運転 水車の調速機（ガバナ）を系統周波数の変動に応じて発電機出力を変化させるように運転（ガバナフリー運転）する機能を具備すること。
	(ﾛ) LFC（Load Frequency Control：負荷周波数制御）機能 当社からのLFC信号に追従し，発電機出力を変動させる機能を具備すること。
	(ﾊ) 周波数変動補償機能 標準周波数から当社が指定する閾値を超えた場合，系統の周波数変動により，ガバナで調整した出力を発電所の自動出力制御装置が，出力指令値に引き戻すことがないように，ガバナによる出力変動相当を出力指令値に加算する機能を具備すること。ただし，同等の機能を有する場合は省略することができます。
	(ﾆ) EDC（Economic load Dispatching Control：経済負荷配分制御）機能 当社からの出力指令値に発電機出力を自動追従制御する機能を具備すること。 具体的な発電設備の性能は，次のとおりです。ただし，系統の電源構成の状況等，必要に応じて別途協議をさせていただきます。

託送供給等約款別冊　系統連系技術要件　新旧比較表

託送供給等約款別冊　系統連系技術要件　2024 年 4 月 1 日実施	託送供給等約款別冊　系統連系技術要件　2025 年 4 月 1 日実施

	発電機定格出力	10 メガワット以上
機能・仕様等	GF 調定率	5 パーセント以下
	GF 幅	最低～定格出力
	GF 制御応答性	2 秒以内に出力変化開始，10 秒以内に変化量を完了（定格出力の 5 パーセント到達にて出力変化の完了とする）※1，※2
	LFC 幅	最低～定格出力※1
	LFC 変化速度	10 パーセント/分以上（定格出力基準）
	LFC 制御応答性	10 秒以内に出力変化開始※2，※3
	EDC 変化速度	10 パーセント/分以上（定格出力基準）
	EDC 制御応答性	10 秒以内に出力変化開始※2，※3
	EDC+LFC 変化速度	10 パーセント/分以上（定格出力基準）

※1　水路系の影響により制約が発生する場合は別途協議。
※2　記載の秒数は目安値とし，可能な限り早期に出力変化開始し，出力変化完了すること。
※3　慣性モーメントが大きい発電機は個別協議。

また，周波数調整機能に必要な受信信号（EDC・LFC 指令値，EDC・LFC 運転指令）を受信する機能および，必要な送信信号（現在出力，EDC・LFC 使用/除外，周波数調整機能故障）を送信する機能を具備していただきます。

(3) 早期再並列のための機能
　定格出力の合計が 400 メガワット以上の火力（GTCC）発電設備については，送電系統の停電解消後，早期に再並列するために必要な装置を設置，または機能を具備していただきます。
(4) 電圧調整のための機能
イ　275,000 ボルト以上の系統に連系する発電設備等は，当社が指定する電圧，無効電力または力率に応じて運転可能な機能を具備し，有効電力に応じて出力可能な範囲で無効電力を調整できるようにしていただきます。
ロ　受電電圧が 154,000 ボルト以下の発電者の発電設備等でも，必要により，上記(a)と同じ機能を具備していただくことがあります。
ハ　受電電圧が 500,000 ボルト以上の発電者の発電機には，送電電圧制御励磁装置（PSVR）もしくはこれに準ずる装置を設置していただきます。受電電圧が 275,000 ボルト以下の発電者の発電機でも，系統電圧を適正に維持するために必要な場合は,PSVR もしくはこれに準ずる装置を設置していただくことがあります。(なお，PSVR とは，昇圧用変圧器の高圧側電圧を一定値に制御する装置で，Power System Voltage Regulator のことです。

(3) 早期再並列のための機能
　定格出力の合計が 400 メガワット以上の火力（GTCC）発電設備については，送電系統の停電解消後，早期に再並列するために必要な装置を設置，または機能を具備していただきます。
(4) 電圧調整のための機能
イ　275,000 ボルト以上の系統に連系する発電設備等は，当社が指定する電圧，無効電力または力率に応じて運転可能な機能を具備し，有効電力に応じて出力可能な範囲で無効電力を調整できるようにしていただきます。
ロ　受電電圧が 154,000 ボルト以下の発電者の発電設備等でも，必要により，上記(a)と同じ機能を具備していただくことがあります。
ハ　受電電圧が 500,000 ボルト以上の発電者の発電機には，送電電圧制御励磁装置（PSVR）もしくはこれに準ずる装置を設置していただきます。受電電圧が 275,000 ボルト以下の発電者の発電機でも，系統電圧を適正に維持するために必要な場合は,PSVR もしくはこれに準ずる装置を設置していただくことがあります。(なお，PSVR とは，昇圧用変圧器の高圧側電圧を一定値に制御する装置で，Power System Voltage Regulator のことをいいます。)

託送供給等約款別冊　系統連系技術要件　新旧比較表

託送供給等約款別冊　系統連系技術要件　2024 年 4 月 1 日実施	託送供給等約款別冊　系統連系技術要件　2025 年 4 月 1 日実施
~~60~~ **中性点接地装置の付加と電磁誘導障害防止対策の実施** 中性点の接地が必要な場合は，昇圧用変圧器の中性点に接地装置を設置していただきます。また，中性点接地装置の設置により，当社の系統において電磁誘導障害防止対策および地中ケーブルの防護対策の強化等が必要となった場合には，適切な対策を講じていただきます。 (1) 154,000 ボルト以下の系統に連系する場合は，必要に応じて昇圧用変圧器の中性点に中性点接地装置（抵抗接地方式）を設置すること。 (2) 275,000 ボルト以上の系統に連系する場合は，昇圧用変圧器の中性点を直接接地すること。	62 **中性点接地装置の付加と電磁誘導障害防止対策の実施** 中性点の接地が必要な場合は，昇圧用変圧器の中性点に接地装置を設置していただきます。また，中性点接地装置の設置により，当社の系統において電磁誘導障害防止対策および地中ケーブルの防護対策の強化等が必要となった場合には，適切な対策を講じていただきます。 (1) 154,000 ボルト以下の系統に連系する場合は，必要に応じて昇圧用変圧器の中性点に中性点接地装置（抵抗接地方式）を設置すること。 (2) 275,000 ボルト以上の系統に連系する場合は，昇圧用変圧器の中性点を直接接地すること。
~~61~~ **直流流出防止変圧器の設置** 逆変換装置を用いて発電設備等を連系する場合は，逆変換装置から直流が系統へ流出することを防止するために，受電地点と逆変換装置との間に変圧器（単巻変圧器を除きます。）を設置していただきます。 ただし，次のすべての条件に適合する場合は，変圧器の設置を省略することができます。 (1) 逆変換装置の交流出力側で直流を検出し，交流出力を停止する機能を有すること。 (2) 逆変換装置の直流回路が非接地であること，または逆変換装置に高周波変圧器を用いていること。 なお，設置する変圧器は，直流流出防止専用である必要はありません。	63 **直流流出防止変圧器の設置** 逆変換装置を用いて発電設備等を連系する場合は，逆変換装置から直流が系統へ流出することを防止するために，受電地点と逆変換装置との間に変圧器（単巻変圧器を除きます。）を設置していただきます。 ただし，次のすべての条件に適合する場合は，変圧器の設置を省略することができます。 (1) 逆変換装置の交流出力側で直流を検出し，交流出力を停止する機能を有すること。 (2) 逆変換装置の直流回路が非接地であること，または逆変換装置に高周波変圧器を用いていること。 なお，設置する変圧器は，直流流出防止専用である必要はありません。
~~62~~ **電 圧 変 動** (1) 常時電圧変動対策 発電設備等の連系による電圧変動は，常時電圧の概ね±1～2 パーセント以内を適正値とし，この範囲を逸脱しないよう，自動電圧調整装置（AVR）の設置等により，自動的に電圧を調整していただきます。 (2) 瞬時電圧変動対策 発電設備等の並解列時において，瞬時的に発生する電圧変動に対しても，常時電圧の±2 パーセントを目安に適正な範囲内に瞬時電圧変動を抑制していただきます。 イ　同期発電機を用いる場合は，制動巻線付きのもの（制動巻線を有しているものと同等以上の乱調防止効果を有する制動巻線付きでない同期発電機を含みます。）とするとともに自動同期検定装置を設置すること。 ロ　二次励磁制御巻線型誘導発電機を用いる場合には，自動同期検定機能を有するものを用いること。 ハ　誘導発電機を用いる場合で，並列時の瞬時電圧低下により系統の電圧が常時電圧から±2 パーセント程度を超えて逸脱するおそれがあるときは，限流リアクトル等を設置すること。 なお，これにより対応できない場合には，同期発電機を用いる等の対策をすること。 ニ　自励式の逆変換装置を用いる場合は，自動的に同期が取れる機能を有するものを用いること。 ホ　他励式の逆変換装置を用いる場合で，並列時の瞬時電圧低下により系統の電圧が適正値（常時電圧の 2 パーセントを目安とします。）を逸脱するおそれがあるときは，限流リアクトル等を設置すること。なお，これにより対応できない場合には，自励式の逆変換装置を用いること。 ヘ　発電設備等の出力変動や頻繁な並解列による電圧変動により他者に電圧フリッカ等の影響を及ぼすおそれがあるとき，適正値を逸脱するおそれがあるときには，次に示す電圧変動の抑制や並解列の頻度を低減する対策を行なうこと。	64 **電 圧 変 動** (1) 常時電圧変動対策 発電設備等の連系による電圧変動は，常時電圧の概ね±1～2 パーセント以内を適正値とし，この範囲を逸脱しないよう，自動電圧調整装置（AVR）の設置等により，自動的に電圧を調整していただきます。 (2) 瞬時電圧変動対策 発電設備等の並解列時において，瞬時的に発生する電圧変動に対しても，常時電圧の±2 パーセントを目安に適正な範囲内に瞬時電圧変動を抑制していただきます。 イ　同期発電機を用いる場合は，制動巻線付きのもの（制動巻線を有しているものと同等以上の乱調防止効果を有する制動巻線付きでない同期発電機を含みます。）とするとともに自動同期検定装置を設置すること。 ロ　二次励磁制御巻線型誘導発電機を用いる場合には，自動同期検定機能を有するものを用いること。 ハ　誘導発電機を用いる場合で，並列時の瞬時電圧低下により系統の電圧が常時電圧から±2 パーセント程度を超えて逸脱するおそれがあるときは，限流リアクトル等を設置すること。なお，これにより対応できない場合には，同期発電機を用いる等の対策をすること。 ニ　自励式の逆変換装置を用いる場合は，自動的に同期が取れる機能を有するものを用いること。 ホ　他励式の逆変換装置を用いる場合で，並列時の瞬時電圧低下により系統の電圧が適正値（常時電圧の 2 パーセントを目安とします。）を逸脱するおそれがあるときは，限流リアクトル等を設置すること。なお，これにより対応できない場合には，自励式の逆変換装置を用いること。 ヘ　発電設備等の出力変動や頻繁な並解列による電圧変動により他者に電圧フリッカ等の影響を及ぼすおそれがあるとき，適正値を逸脱するおそれがあるときには，次に示す電圧変動の抑制や並解列の頻度を低減する対策を行なうこと。

託送供給等約款別冊　系統連系技術要件　新旧比較表

託送供給等約款別冊　系統連系技術要件　2024 年 4 月 1 日実施	託送供給等約款別冊　系統連系技術要件　2025 年 4 月 1 日実施
① 風力発電設備等の頻繁な並解列により電圧フリッカが適正値を逸脱するおそれがあるときには，~~静止型無効電力補償装置（~~SVC~~）~~の設置やサイリスタ等によるソフトスタート機能を有する装置を用いること。 ② 風力発電設備等の出力変動により電圧フリッカが適正値を逸脱するおそれがあるときには，SVC などを設置すること。 ［対策要否の判定基準例］ 受電点における電圧フリッカレベル（ΔV10）を 0.45 ボルト以下（当該設備のみの場合は，0.23 ボルト以下）に維持する。 (3) そ　の　他 連系用変圧器加圧時の励磁突入電流による瞬時電圧低下により，系統の電圧が常時電圧から 10 パーセントを超えて逸脱するおそれがあるときは，その抑制対策を実施していただきます。	① 風力発電設備等の頻繁な並解列により電圧フリッカが適正値を逸脱するおそれがあるときには，　SVC の設置やサイリスタ等によるソフトスタート機能を有する装置を用いること。 ② 風力発電設備等の出力変動により電圧フリッカが適正値を逸脱するおそれがあるときには，SVC などを設置すること。 ［対策要否の判定基準例］ 受電点における電圧フリッカレベル（ΔV10）を 0.45 ボルト以下（当該設備のみの場合は，0.23 ボルト以下）に維持すること。 (3) そ　の　他 連系用変圧器加圧時の励磁突入電流による瞬時電圧低下により，系統の電圧が常時電圧から 10 パーセントを超えて逸脱するおそれがあるときは，その抑制対策を実施していただきます。
~~63~~　**出力変動対策** 再生可能エネルギー発電設備を連系する場合であって，出力変動により他者に影響を及ぼすおそれがあるときは，出力変化率制限機能の具備等の対策を行なっていただきます。 ~~(1)~~ 風力発電設備の場合 イ　発電に必要な自然エネルギーが得られる状況において，連系点での 5 分間の最大変動幅が発電所設備容量の 10 パーセント以下となるよう対策を行なうこと。 なお，ウィンドファームコントローラを有しない小規模発電所については，対策を別途協議~~する~~。 ロ　高風速時にカットアウトが予想される場合は，即座に停止しないよう，ストーム制御機能を具備する等の対策を行なうこと，また，カットインが予想される場合は，徐々に出力を上昇するよう対策を行なうこと。 ハ　系統周波数が上昇し適正値を逸脱するおそれがある場合は，発電設備の出力を調定率に応じて自動的に~~抑制~~すること。~~なお，調定率は，2～5 パーセントの範囲で当社から指定する値とし，不感帯は 0.2 ヘルツ以下とする。~~	65　**出力変動対策** 再生可能エネルギー発電設備を連系する場合であって，出力変動により他者に影響を及ぼすおそれがあるときは，出力変化率制限機能の具備等の対策を行なっていただきます。 (1) 太陽光発電設備の場合 発電に必要な自然エネルギーが得られる状況において，系統周波数が上昇または低下し適正値を逸脱するおそれがある場合は，発電設備の出力を調定率に応じて自動的に出力変化すること。 (2) 風力発電設備の場合 イ　発電に必要な自然エネルギーが得られる状況において，連系点での 5 分間の最大変動幅が発電所設備容量の 10 パーセント以下となるよう対策を行なうこと。 なお，ウィンドファームコントローラを有しない小規模発電所については，対策を別途協議させていただきます。 ロ　高風速時にカットアウトが予想される場合は，即座に停止しないよう，ストーム制御機能を具備する等の対策を行なうこと，また，カットインが予想される場合は，徐々に出力を上昇するよう対策を行なうこと。 ハ　発電に必要な自然エネルギーが得られる状況において，系統周波数が上昇または低下し適正値を逸脱するおそれがある場合は，発電設備の出力を調定率に応じて自動的に出力変化すること。 なお，具体的な発電設備の性能は，次の範囲で当社から指定する値といたします。ただし，系統の電源構成の状況等，必要に応じて別途協議させていただきます。 **機能・仕様等** 定格出力合計：10 メガワット以上（太陽光発電設備または風力発電設備） 調定率：2～5 パーセント 制御応答性：2 秒以内に出力変化開始，10 秒以内に変化量を完了（出力変化量の 50 パーセント到達にて出力変化の完了とする） 不感帯：±0.2 ヘルツ以下 リザーブ量（出力変化幅）※：0～10 パーセント（定格出力基準） ※リザーブ量は系統周波数低下時の出力増加対応として，発電出力の抑制時に使用可能なこと。
~~64~~　**短絡・地絡電流対策**	66　**短絡・地絡電流対策**

託送供給等約款別冊　系統連系技術要件　新旧比較表

<table>
<tr><th>託送供給等約款別冊　系統連系技術要件　2024 年 4 月 1 日実施</th><th>託送供給等約款別冊　系統連系技術要件　2025 年 4 月 1 日実施</th></tr>
<tr><td>発電設備等の連系により系統の短絡・地絡電流が他者の遮断器の遮断容量等を上回るおそれがある場合は，短絡・地絡電流を制限する装置（限流リアクトル等）を設置していただきます。
これにより対応できない場合には，短絡容量対策について個別に検討・協議させていただきます。</td><td>発電設備等の連系により系統の短絡・地絡電流が他者の遮断器の遮断容量等を上回るおそれがある場合は，短絡・地絡電流を制限する装置（限流リアクトル等）を設置していただきます。
これにより対応できない場合には，短絡容量対策について個別に検討・協議させていただきます。</td></tr>
<tr><td>~~65~~　発電機定数・諸元
連系系統，電圧階級によっては，発電機の安定運転対策や短絡・地絡電流抑制対策，慣性低下対策等の面から，発電機定数を当社から指定させていただく場合があります。また，当社の求めに応じて，次の諸元を提出していただきます。</td><td>67　発電機定数・諸元
連系系統，電圧階級によっては，発電機の安定運転対策や短絡・地絡電流抑制対策，慣性低下対策等の面から，発電機定数を当社から指定させていただく場合があります。また，当社の求めに応じて，次の諸元を提出していただきます。</td></tr>
<tr><td>
<table>
<tr><th>電源種</th><th>設備</th><th>諸元</th></tr>
<tr><td rowspan="24">共通</td><td rowspan="8">発電プラント</td><td>定格容量，定格出力，台数，定格電圧</td></tr>
<tr><td>最低出力</td></tr>
<tr><td>所内負荷（定格，最低）</td></tr>
<tr><td>力率（定格，運転可能範囲）</td></tr>
<tr><td>運転可能周波数の範囲，運転継続時間</td></tr>
<tr><td>単線結線図，系統並解列箇所</td></tr>
<tr><td>発電プラントモデル（原動機の種類，発電機の種類）</td></tr>
<tr><td>電気所監視制御方式</td></tr>
<tr><td rowspan="8">構内設備</td><td>自家消費電力の最大値，最小値</td></tr>
<tr><td>総合負荷力率</td></tr>
<tr><td>電動機容量（高圧・低圧）</td></tr>
<tr><td>電灯容量</td></tr>
<tr><td>高調波発生機器と高調波対策資料</td></tr>
<tr><td>電圧フリッカの発生源と対策設備資料</td></tr>
<tr><td rowspan="4">受電用変圧器，連系用変圧器</td><td>定格（定格容量，定格電圧）</td></tr>
<tr><td>インピーダンス（タップ電圧毎，変圧器定格容量ベース）</td></tr>
<tr><td>励磁特性曲線</td></tr>
<tr><td>制御方式，整定値</td></tr>
<tr><td rowspan="2">調相設備</td><td>定格容量，台数</td></tr>
<tr><td>制御方式，整定値</td></tr>
<tr><td>アクセス線・構内線路</td><td>インピーダンス，アドミタンス</td></tr>
<tr><td rowspan="2">遮断器</td><td>定格（遮断電流，遮断時間）</td></tr>
<tr><td>自動同期検定装置の有無</td></tr>
<tr><td rowspan="11">保護装置</td><td>設置要素</td></tr>
<tr><td>仕様</td></tr>
<tr><td>設置場所</td></tr>
<tr><td>設置相数</td></tr>
<tr><td>解列箇所</td></tr>
<tr><td>整定範囲</td></tr>
<tr><td>整定値</td></tr>
<tr><td>CT 比，VT 比</td></tr>
<tr><td>シーケンスブロック</td></tr>
</table>
</td><td>
<table>
<tr><th>電源種</th><th>設備</th><th>諸元</th></tr>
<tr><td rowspan="24">共通</td><td rowspan="8">発電プラント</td><td>定格容量，定格出力，台数，定格電圧</td></tr>
<tr><td>最低出力</td></tr>
<tr><td>所内負荷（定格，最低）</td></tr>
<tr><td>力率（定格，運転可能範囲）</td></tr>
<tr><td>運転可能周波数の範囲，運転継続時間</td></tr>
<tr><td>単線結線図，系統並解列箇所</td></tr>
<tr><td>発電プラントモデル（原動機の種類，発電機の種類）</td></tr>
<tr><td>電気所監視制御方式</td></tr>
<tr><td rowspan="8">構内設備</td><td>自家消費電力の最大値，最小値</td></tr>
<tr><td>総合負荷力率</td></tr>
<tr><td>電動機容量（高圧・低圧）</td></tr>
<tr><td>電灯容量</td></tr>
<tr><td>高調波発生機器と高調波対策資料</td></tr>
<tr><td>電圧フリッカの発生源と対策設備資料</td></tr>
<tr><td rowspan="4">受電用変圧器，連系用変圧器</td><td>定格（定格容量，定格電圧）</td></tr>
<tr><td>インピーダンス（タップ電圧毎，変圧器定格容量ベース）</td></tr>
<tr><td>励磁特性曲線</td></tr>
<tr><td>制御方式，整定値</td></tr>
<tr><td rowspan="2">調相設備</td><td>定格容量，台数</td></tr>
<tr><td>制御方式，整定値</td></tr>
<tr><td>アクセス線・構内線路</td><td>インピーダンス，アドミタンス</td></tr>
<tr><td rowspan="2">遮断器</td><td>定格（遮断電流，遮断時間）</td></tr>
<tr><td>自動同期検定装置の有無</td></tr>
<tr><td rowspan="11">保護装置</td><td>設置要素</td></tr>
<tr><td>仕様</td></tr>
<tr><td>設置場所</td></tr>
<tr><td>設置相数</td></tr>
<tr><td>解列箇所</td></tr>
<tr><td>整定範囲</td></tr>
<tr><td>整定値</td></tr>
<tr><td>CT 比，VT 比</td></tr>
<tr><td>シーケンスブロック</td></tr>
</table>
</td></tr>
</table>

託送供給等約款別冊　系統連系技術要件　新旧比較表

託送供給等約款別冊　系統連系技術要件　2024 年 4 月 1 日実施			託送供給等約款別冊　系統連系技術要件　2025 年 4 月 1 日実施		
		送電線再閉路方式			送電線再閉路方式
	記録	電気現象記録装置		記録	電気現象記録装置
誘導機	発電プラント	拘束リアクタンス	誘導機	発電プラント	拘束リアクタンス
		限流リアクトル容量			限流リアクトル容量
		限時リアクトルインピーダンス			限時リアクトルインピーダンス
		慣性定数			慣性定数
		定格すべり			定格すべり
		等価回路定数			等価回路定数
同期機	発電プラント	各種内部リアクタンス（飽和値，不飽和値）	同期機	発電プラント	各種内部リアクタンス（飽和値，不飽和値）
		各種短絡時定数・開路時定数			各種短絡時定数・開路時定数
		慣性定数（発電機＋タービン）			慣性定数（発電機＋タービン）
		制動巻線の有無			制動巻線の有無
		飽和特性			飽和特性
		可能出力曲線			可能出力曲線
		発電機軸モデル			発電機軸モデル
		発電機プラントモデル，モデル構築に必要なプラント，制御系の各種定数（ボイラ，タービン，水車等）			発電機プラントモデル，モデル構築に必要なプラント，制御系の各種定数（ボイラ，タービン，水車等）
		並解列所要時間（平常時，事故時）			並解列所要時間（平常時，事故時）
	制御装置	ガバナ系ブロック（調定率，GF 幅，CV，ICV モデルを含~~む~~）		制御装置	ガバナ系ブロック（調定率，GF 幅，CV，ICV モデルを含みます。）
		LFC・発電機出力制御ブロック			LFC・発電機出力制御ブロック
		EDC 変化速度（出力毎）			EDC 変化速度（出力毎）
		LFC 幅・変化速度（出力毎）			LFC 幅・変化速度（出力毎）
		出力キープタイム（出力毎，上げ下げ）			出力キープタイム（出力毎，上げ下げ）
		励磁装置の形式（直流・交流・サイリスタ・他） 応答速度（超速応励磁か否か）			励磁装置の形式（直流・交流・サイリスタ・他） 応答速度（超速応励磁か否か）
		励磁系ブロック（AVR，PSS，PSVR）			励磁系ブロック（AVR，PSS，PSVR）
		FRT 要件の適用有無			FRT 要件の適用有無
		過励磁保護 59V/F ブロック			過励磁保護 59V/F ブロック
		OEL，UEL ブロック			OEL，UEL ブロック
水力	発電プラント 制御装置	揚水待機・開始所要時間	水力	発電プラント 制御装置	揚水待機・開始所要時間
		上ダム・下ダム運用可能水位			上ダム・下ダム運用可能水位
		電水比（kW/(m³/s)）			電水比（kW/(m³/s)）
逆変換装置	発電プラント制御装置	メーカ，型式	逆変換装置	発電プラント制御装置	メーカ，型式
		単独運転検出方式，整定値			単独運転検出方式，整定値
		逆変換装置の容量			逆変換装置の容量
		通電電流制限値			通電電流制限値
		系統事故時の力率制御時間			系統事故時の力率制御時間
		三相事故時の事故電流（大きさ，供給時間）			三相事故時の事故電流（大きさ，供給時間）
		一，二相事故時の事故電流（大きさ，供給時間）			一，二相事故時の事故電流（大きさ，供給時間）
		FRT 要件の適用有無			FRT 要件の適用有無
		無効電力制御方式，整定値			無効電力制御方式，整定値

託送供給等約款別冊　系統連系技術要件　新旧比較表

<table>
<tr><th>託送供給等約款別冊　系統連系技術要件　2024 年 4 月 1 日実施</th><th>託送供給等約款別冊　系統連系技術要件　2025 年 4 月 1 日実施</th></tr>
<tr><td>
<table>
<tr><td></td><td></td><td>慣性力供給能力</td></tr>
<tr><td rowspan="4">風力</td><td rowspan="4">発電プラント
制御装置</td><td>周波数調定率設定可能範囲，不感帯設定可能範囲</td></tr>
<tr><td>発電機の出力特性</td></tr>
<tr><td>出力変動対策の方法</td></tr>
<tr><td>蓄電池，ウィンドファームコントローラの有無</td></tr>
<tr><td>蓄電池</td><td>発電プラント</td><td>蓄電容量</td></tr>
<tr><td>二 次 励
磁機</td><td>発電プラント</td><td>拘束リアクタンス</td></tr>
</table>
また，必要に応じて，記載されていない諸元等，最新の諸元等を提供していただくことがあります。
</td><td>
<table>
<tr><td></td><td></td><td>慣性力供給能力</td></tr>
<tr><td>太陽光</td><td>発電プラント
制御装置</td><td>発電機・制御モデル，モデルの各種定数</td></tr>
<tr><td rowspan="6">風力</td><td rowspan="6">発電プラント
制御装置</td><td>周波数調定率設定可能範囲，不感帯設定可能範囲</td></tr>
<tr><td>発電機の出力特性</td></tr>
<tr><td>出力変動対策の方法</td></tr>
<tr><td>蓄電池，ウィンドファームコントローラの有無</td></tr>
<tr><td>発電機・制御モデル，モデルの各種定数</td></tr>
<tr><td>蓄電池</td><td>発電プラント</td><td>蓄電容量</td></tr>
<tr><td>二 次 励
磁機</td><td>発電プラント</td><td>拘束リアクタンス</td></tr>
</table>
また，必要に応じて，記載されていない諸元等，最新の諸元等を提供していただくことがあります。
</td></tr>
<tr><td>
~~66~~ 昇圧用変圧器
連系系統や電圧階級によっては，短絡・地絡電流抑制対策，安定度維持対策，送電線保護リレー協調などの面から，昇圧用変圧器のインピーダンス等を当社から指定させていただく場合があります。また，無電圧タップ切替器の仕様（タップ数，電圧値，調整幅等）などを指定させていただく場合があります。
</td><td>
68 昇圧用変圧器
連系系統や電圧階級によっては，短絡・地絡電流抑制対策，安定度維持対策，送電線保護リレー協調などの面から，昇圧用変圧器のインピーダンス等を当社から指定させていただく場合があります。また，無電圧タップ切替器の仕様（タップ数，電圧値，調整幅等）などを指定させていただく場合があります。
</td></tr>
<tr><td>
~~67~~ 連 絡 体 制
(1) 発電者の構内事故および系統側の事故等により，連系用遮断器が動作した場合等（サイバー攻撃により設備異常が発生し，または発生するおそれがある場合を含みます。）には，当社の給電制御所等と発電者との間で迅速かつ的確な情報連絡を行ない，速やかに必要な措置を講ずる必要があります。このため，当社の給電制御所等と発電者の技術員駐在箇所等との間には，保安通信用電話設備（専用保安通信用電話設備または電気通信事業者の専用回線電話）を設置していただきます。ただし，保安通信用電話設備は，33,000 ボルト以下の特別高圧電線路と連系する場合には，次のうちのいずれかを用いることができます。
イ　専用保安通信用電話設備
ロ　電気通信事業者の専用回線電話
ハ　次の条件を全て満たす場合においては，一般加入電話または携帯電話
(ｲ) 発電者側の交換機を介さず直接技術員との通話が可能な方式（交換機を介する代表番号方式ではなく，直接技術員駐在箇所へつながる単番方式）とし，発電設備等の保守監視場所に常時設置されていること。
(ﾛ) 話中の場合に割り込みが可能な方式（キャッチホン等）であること。
(ﾊ) 停電時においても通話可能なものであること。
(ﾆ) 災害時等において当社の給電制御所等と連絡が取れない場合には，当社の給電制御所等との連絡が取れるまでの間発電設備等の解列または運転を停止すること。また，保安規程上明記されていること。
(2) 特別高圧電線路と連系する場合には，当社の給電制御所等と発電者との間に，必要に応じ，系統運用上等必要な情報が相互に交換できるようスーパービジョンおよびテレメータを設置していただきます。この場合，収集する情報は，原則として次のとおりといたします。
<table>
<tr><th>情報種別</th><th>情報内容</th></tr>
<tr><td rowspan="3">スーパービジョン</td><td>発電機並列用遮断器の開閉状態※1</td></tr>
<tr><td>連系用遮断器の開閉状態</td></tr>
<tr><td>連系用断路器の開閉状態</td></tr>
</table>
</td><td>
69 連 絡 体 制
(1) 発電者の構内事故および系統側の事故等により，連系用遮断器が動作した場合等（サイバー攻撃により設備異常が発生し，または発生するおそれがある場合を含みます。）には，当社の給電制御所等と発電者との間で迅速かつ的確な情報連絡を行ない，速やかに必要な措置を講ずる必要があります。このため，当社の給電制御所等と発電者の技術員駐在箇所等との間には，保安通信用電話設備（専用保安通信用電話設備または電気通信事業者の専用回線電話）を設置していただきます。ただし，保安通信用電話設備は，33,000 ボルト以下の特別高圧電線路と連系する場合には，次のうちのいずれかを用いることができます。
イ　専用保安通信用電話設備
ロ　電気通信事業者の専用回線電話
ハ　次の条件を全て満たす場合においては，一般加入電話または携帯電話
(ｲ) 発電者側の交換機を介さず直接技術員との通話が可能な方式（交換機を介する代表番号方式ではなく，直接技術員駐在箇所へつながる単番方式）とし，発電設備等の保守監視場所に常時設置されていること。
(ﾛ) 話中の場合に割り込みが可能な方式（キャッチホン等）であること。
(ﾊ) 停電時においても通話可能なものであること。
(ﾆ) 災害時等において当社の給電制御所等と連絡が取れない場合には，当社の給電制御所等との連絡が取れるまでの間発電設備等の解列または運転を停止すること。また，保安規程上明記されていること。
(2) 特別高圧電線路と連系する場合には，当社の給電制御所等と発電者との間に，必要に応じ，系統運用上等必要な情報が相互に交換できるようスーパービジョンおよびテレメータを設置していただきます。この場合，収集する情報は，原則として次のとおりといたします。
<table>
<tr><th>情報種別</th><th>情報内容</th></tr>
<tr><td rowspan="3">スーパービジョン</td><td>発電機並列用遮断器の開閉状態※1</td></tr>
<tr><td>連系用遮断器の開閉状態</td></tr>
<tr><td>連系用断路器の開閉状態</td></tr>
</table>
</td></tr>
</table>

託送供給等約款別冊　系統連系技術要件　新旧比較表

託送供給等約款別冊　系統連系技術要件　2024 年 4 月 1 日実施		託送供給等約款別冊　系統連系技術要件　2025 年 4 月 1 日実施	
	母線側断路器の開閉状態（設備構成による）		母線側断路器の開閉状態（設備構成による）
	変圧器遮断器の開閉状態（設備構成による）		変圧器遮断器の開閉状態（設備構成による）
	変圧器断路器の開閉状態（設備構成による）		変圧器断路器の開閉状態（設備構成による）
	母線連絡遮断器の開閉状態（設備構成による）		母線連絡遮断器の開閉状態（設備構成による）
	母線連絡断路器の開閉状態（設備構成による）		母線連絡断路器の開閉状態（設備構成による）
	連系送電線用接地開閉器の開閉状態		連系送電線用接地開閉器の開閉状態
	連系用遮断器を開放する線路保護リレーの動作状態		連系用遮断器を開放する線路保護リレーの動作状態
	線路保護リレーの切替開閉器の状態		線路保護リレーの切替開閉器の状態
	母線保護リレーの動作状態		母線保護リレーの動作状態
	母線保護リレーの切替開閉器の状態		母線保護リレーの切替開閉器の状態
	電圧・無効電力の制御モード		電圧・無効電力の制御モード
テレメータ	発電機の有効電力	テレメータ	発電機の有効電力
	発電機の無効電力		発電機の無効電力
	連系する母線（引込口母線）の電圧		連系する母線（引込口母線）の電圧
	引込口（受電地点）の有効電力		引込口（受電地点）の有効電力
	引込口（受電地点）の無効電力		引込口（受電地点）の無効電力
	引込口の有効電力量（送電，受電）		引込口の有効電力量（送電，受電）
	代表風車地点の風向・風速※2		代表風車地点の風向・風速※2
	発電最大能力値※3（風力発電設備の場合）		発電最大能力値※3（風力発電設備の場合）
その他	連系用変圧器のタップ位置	その他	連系用変圧器のタップ位置
※1　慣性把握のため，系統に慣性を供給できる同期発電機は，最小単位の発電設備 1 台毎に設置~~していただきます~~。 ※2　ナセルで計測する風向・風速 ※3　運転可能な発電設備の定格出力（出力制約がある場合は可能な範囲でそれを考慮）の合計。ただし，困難な場合は運転可能な発電設備の台数。		※1　慣性把握のため，系統に慣性を供給できる同期発電機は，最小単位の発電設備 1 台毎に設置すること。 ※2　ナセルで計測する風向・風速 ※3　運転可能な発電設備の定格出力（出力制約がある場合は可能な範囲でそれを考慮）の合計。ただし，困難な場合は運転可能な発電設備の台数。	
~~68~~　**電気現象記録装置** 発電設備等の挙動等を正確に把握するため，短い周期で時刻同期のとれた電圧，電流，電力などの計測値を連続的に記録し，当社の制御所等へ伝送する電気現象記録装置（自動オシロ装置，高調波監視記録装置等含~~む~~）を設置していただくことがあります。		70　**電気現象記録装置** 発電設備等の挙動等を正確に把握するため，短い周期で時刻同期のとれた電圧，電流，電力などの計測値を連続的に記録し，当社の給電制御所等へ伝送する電気現象記録装置（自動オシロ装置，高調波監視記録装置等を含みます。）を設置していただくことがあります。	
~~69~~　**サイバーセキュリティ対策** 事業用電気工作物（発電事業の用に供するものに限~~る~~。）は，電気事業法にもとづき，「電力制御システムセキュリティガイドライン」に準拠した対策を講じていただきます。 自家用電気工作物（発電事業の用に供するものおよび小規模事業用電気工作物を除~~く~~。）に係る遠隔監視システムおよび制御システムは，「自家用電気工作物に係るサイバーセキュリティの確保に関するガイドライン」に準拠した対策を講じていただきます。 上記以外の発電設備等については，サイバー攻撃による発電設備等の異常動作を防止し，または発電設備等がサイバー攻撃を受けた場合に速やかな異常の除去，影響範囲の局限化などを行なうために次のとおり，適切なサイバーセキュリティ対策を講じていただきます。 (1) 外部ネットワークや他ネットワークを通じた発電設備等の制御に係るシステムへの影響を最小化するための対策を講じること。 (2) 発電設備等の制御に係るシステムには，マルウェアの侵入防止対策を講じること。 (3) 発電設備等に関し，セキュリティ管理責任者を設置すること。		71　**サイバーセキュリティ対策** 事業用電気工作物（発電事業の用に供するものに限ります。）は，電気事業法にもとづき，「電力制御システムセキュリティガイドライン」に準拠した対策を講じていただきます。 自家用電気工作物（発電事業の用に供するものおよび小規模事業用電気工作物を除きます。）に係る遠隔監視システムおよび制御システムは，「自家用電気工作物に係るサイバーセキュリティの確保に関するガイドライン」に準拠した対策を講じていただきます。 上記以外の発電設備等については，サイバー攻撃による発電設備等の異常動作を防止し，または発電設備等がサイバー攻撃を受けた場合に速やかな異常の除去，影響範囲の局限化などを行なうために次のとおり，適切なサイバーセキュリティ対策を講じていただきます。 (1) 外部ネットワークや他ネットワークを通じた発電設備等の制御に係るシステムへの影響を最小化するための対策を講じること。 (2) 発電設備等の制御に係るシステムには，マルウェアの侵入防止対策を講じること。 (3) 発電設備等に関し，セキュリティ管理責任者を設置すること。	
Ⅴ　需要者の系統連系技術要件（低圧）		**Ⅴ　需要者の系統連系技術要件（低圧）**	

託送供給等約款別冊　系統連系技術要件　新旧比較表

託送供給等約款別冊　系統連系技術要件　2024 年 4 月 1 日実施	託送供給等約款別冊　系統連系技術要件　2025 年 4 月 1 日実施
~~70~~　**力率の保持** (1) 需要者は，需要場所において，電灯または小型機器を使用する供給地点の力率は，原則として，90 パーセント以上，その他の機器を使用する供給地点については 85 パーセント以上に保持していただきます。 (2) 進相用コンデンサを取り付ける場合は，それぞれの電気機器ごとに取り付けていただきます。ただし，やむをえない事情によって，2 以上の電気機器に対して一括して取り付ける場合は，進相用コンデンサの開放により，軽負荷時の力率が進み力率とならないようにしていただきます。 　なお，進相用コンデンサは，託送供給等約款別表 13（進相用コンデンサ取付容量基準）を基準として取り付けていただきます。	72　**力率の保持** (1) 需要者は，需要場所において，電灯または小型機器を使用する供給地点の力率は，原則として，90 パーセント以上，その他の機器を使用する供給地点については 85 パーセント以上に保持していただきます。 (2) 進相用コンデンサを取り付ける場合は，それぞれの電気機器ごとに取り付けていただきます。ただし，やむをえない事情によって，2 以上の電気機器に対して一括して取り付ける場合は，進相用コンデンサの開放により，軽負荷時の力率が進み力率とならないようにしていただきます。 　なお，進相用コンデンサは，託送供給等約款別表 13（進相用コンデンサ取付容量基準）を基準として取り付けていただきます。
~~71~~　**保護装置の設置** 　需要者は，次の原因で他者の電気の使用を妨害し，もしくは妨害するおそれがある場合，または当社もしくは他の電気事業者の電気工作物に支障を及ぼし，もしくは支障を及ぼすおそれがあるときには，必要な調整装置または保護装置を需要場所に施設していただくなどの対策を講じていただきます。 (1) 負荷の特性によって各相間の負荷が著しく平衡を欠く場合 (2) 負荷の特性によって電圧または周波数が著しく変動する場合 (3) 負荷の特性によって波形に著しいひずみを生ずる場合 (4) 著しい高周波または高調波を発生する場合 (5) その他(1)，(2)，(3)または(4)に準ずる場合	73　**保護装置の設置** 　需要者は，次の原因で他者の電気の使用を妨害し，もしくは妨害するおそれがある場合，または当社もしくは他の電気事業者の電気工作物に支障を及ぼし，もしくは支障を及ぼすおそれがあるときには，必要な調整装置または保護装置を需要場所に施設していただくなどの対策を講じていただきます。 (1) 負荷の特性によって各相間の負荷が著しく平衡を欠く場合 (2) 負荷の特性によって電圧または周波数が著しく変動する場合 (3) 負荷の特性によって波形に著しいひずみを生ずる場合 (4) 著しい高周波または高調波を発生する場合 (5) その他(1)，(2)，(3)または(4)に準ずる場合
~~72~~　**そ　の　他** 　需要者が需要場所において発電設備を系統に連系する場合の技術要件は，原則として，Ⅱ（発電者の系統連系技術要件~~（~~低圧~~）~~）に準じていただきます。 　なお，逆潮流がない場合は，逆変換装置を用いた発電設備以外であっても連系することができます。	74　**そ　の　他** 　需要者が需要場所において発電設備を系統に連系する場合の技術要件は，原則として，Ⅱ（発電者の系統連系技術要件〔低圧〕）に準じていただきます。 　なお，逆潮流がない場合は，逆変換装置を用いた発電設備以外であっても連系することができます。
Ⅵ　需要者の系統連系技術要件（高圧）	**Ⅵ　需要者の系統連系技術要件（高圧）**
~~73~~　**力　　率** 　供給地点における力率は，原則として系統から見て遅れ 85 パーセント以上とするとともに，系統から見て進み力率とならないようにしていただきます。	75　**力　　率** 　供給地点における力率は，原則として系統から見て遅れ 85 パーセント以上とするとともに，系統から見て進み力率とならないようにしていただきます。
~~74~~　**高調波対策の実施** 　高調波発生機器を用いた電気設備を使用することにより，系統に高調波電流を流出する場合は，その高調波電流を抑制するため，次の要件に従っていただきます。 (1) 対象となる負荷設備 イ　使用する高調波発生機器の容量を 6 パルス変換容量に換算し，それぞれの機器の換算容量を総和したもの（以下「等価容量」といいます。）を供給地点毎に計算いたします。計算された等価容量が 50 キロボルトアンペアを超える場合，本要件の対象となります。なお，等価容量については，接続供給契約の申込み時に当社にその値を文書により通知していただきます。 ロ　上記イの等価容量を算出する場合に対象とする高調波発生機器は，300 ボルト以下の商用電源系統に接続して使用する定格電流 20 アンペア/相以下の電気・電子（家電・汎用品）以外の機器といたします。 ハ　需要者が，上記イに該当する高調波発生機器を新設・増設または更新する等によって新たに本要件に該当することになる場合においても適用いたします。	76　**高調波対策の実施** 　高調波発生機器を用いた電気設備を使用することにより，系統に高調波電流を流出する場合は，その高調波電流を抑制するため，次の要件に従っていただきます。 (1) 対象となる負荷設備 イ　使用する高調波発生機器の容量を 6 パルス変換容量に換算し，それぞれの機器の換算容量を総和したもの（以下「等価容量」といいます。）を供給地点毎に計算いたします。計算された等価容量が 50 キロボルトアンペアを超える場合，本要件の対象となります。なお，等価容量については，接続供給契約の申込み時に当社にその値を文書により通知していただきます。 ロ　上記イの等価容量を算出する場合に対象とする高調波発生機器は，300 ボルト以下の商用電源系統に接続して使用する定格電流 20 アンペア/相以下の電気・電子（家電・汎用品）以外の機器といたします。 ハ　需要者が，上記イに該当する高調波発生機器を新設・増設または更新する等によって新たに本要件に該当することになる場合においても適用いたします。

託送供給等約款別冊　系統連系技術要件　新旧比較表

<table>
<tr><th>託送供給等約款別冊　系統連系技術要件　2024 年 4 月 1 日実施</th><th>託送供給等約款別冊　系統連系技術要件　2025 年 4 月 1 日実施</th></tr>
<tr><td>(2) 高調波流出電流の算出
(1)に該当した需要者は，系統に流出する高調波電流の算出を次のとおり実施していただきます。
イ　高調波流出電流は，高調波発生機器毎の定格運転状態において発生する高調波電流を合計し，これに高調波発生機器の最大の稼働率を乗じたものといたします。
ロ　高調波流出電流は，高調波の次数毎に合計するものといたします。
ハ　対象とする高調波の次数は 40 次以下といたします。
ニ　需要場所に高調波流出電流を低減する設備がある場合は，その低減効果を考慮することができるものといたします。
(3) 高調波流出電流の上限値
需要場所から系統に流出する高調波流出電流の許容される上限値は，高調波の次数毎に下表に示す供給地点の契約電力 1 キロワット当たりの高調波流出電流の上限値に当該供給地点の契約電力（キロワットを単位といたします。）を乗じた値といたします。この場合の「契約電力」は，供給地点における負荷設備の最大稼動時の電力をいいます。
(単位：ﾐﾘｱﾝﾍﾟｱ/ｷﾛﾜｯﾄ)
<table><tr><td>5 次</td><td>7 次</td><td>11 次</td><td>13 次</td><td>17 次</td><td>19 次</td><td>23 次</td><td>23 次超過</td></tr><tr><td>3.5</td><td>2.5</td><td>1.6</td><td>1.3</td><td>1.0</td><td>0.90</td><td>0.76</td><td>0.70</td></tr></table>(4) 高調波流出電流の抑制対策の実施
需要者は，上記(2)の高調波流出電流が，上記(3)の高調波流出電流の上限値を超える場合には，高調波流出電流を高調波流出電流の上限値以下となるよう必要な対策を実施していただきます。</td><td>(2) 高調波流出電流の算出
(1)に該当した需要者は，系統に流出する高調波電流の算出を次のとおり実施していただきます。
イ　高調波流出電流は，高調波発生機器毎の定格運転状態において発生する高調波電流を合計し，これに高調波発生機器の最大の稼働率を乗じたものといたします。
ロ　高調波流出電流は，高調波の次数毎に合計するものといたします。
ハ　対象とする高調波の次数は 40 次以下といたします。
ニ　需要場所に高調波流出電流を低減する設備がある場合は，その低減効果を考慮することができるものといたします。
(3) 高調波流出電流の上限値
需要場所から系統に流出する高調波流出電流の許容される上限値は，高調波の次数毎に下表に示す供給地点の契約電力 1 キロワット当たりの高調波流出電流の上限値に当該供給地点の契約電力（キロワットを単位といたします。）を乗じた値といたします。この場合の「契約電力」は，供給地点における負荷設備の最大稼動時の電力をいいます。
(単位：ﾐﾘｱﾝﾍﾟｱ/ｷﾛﾜｯﾄ)
<table><tr><td>5 次</td><td>7 次</td><td>11 次</td><td>13 次</td><td>17 次</td><td>19 次</td><td>23 次</td><td>23 次超過</td></tr><tr><td>3.5</td><td>2.5</td><td>1.6</td><td>1.3</td><td>1.0</td><td>0.90</td><td>0.76</td><td>0.70</td></tr></table>(4) 高調波流出電流の抑制対策の実施
需要者は，上記(2)の高調波流出電流が，上記(3)の高調波流出電流の上限値を超える場合には，高調波流出電流を高調波流出電流の上限値以下となるよう必要な対策を実施していただきます。</td></tr>
<tr><td>~~75~~　**保護協調の実施**
需要者は，需要場所における負荷設備，構内設備または系統の事故時において，事故の除去，事故範囲の局限化等を行なうために，負荷設備が連系する系統の保護装置と協調を図り，次のとおり保護協調を実施していただきます。
(1) 連系する系統以外の系統で事故が発生した場合には，系統から負荷設備が遮断されないこと。
(2) 需要場所における負荷設備または構内設備の事故が発生した場合には，これにともなう影響を連系する系統へ波及させないため，負荷設備または構内設備を当該系統から遮断すること。</td><td>77　**保護協調の実施**
需要者は，需要場所における負荷設備，構内設備または系統の事故時において，事故の除去，事故範囲の局限化等を行なうために，負荷設備が連系する系統の保護装置と協調を図り，次のとおり保護協調を実施していただきます。
(1) 連系する系統以外の系統で事故が発生した場合には，系統から負荷設備が遮断されないこと。
(2) 需要場所における負荷設備または構内設備の事故が発生した場合には，これにともなう影響を連系する系統へ波及させないため，負荷設備または構内設備を当該系統から遮断すること。</td></tr>
<tr><td>~~76~~　**保護装置の設置**
需要者は，負荷設備を系統に連系する場合は，系統の保護のため，需要場所における構内設備の短絡事故または地絡事故を検出することができる保護装置を設置していただきます。</td><td>78　**保護装置の設置**
需要者は，負荷設備を系統に連系する場合は，系統の保護のため，需要場所における構内設備の短絡事故または地絡事故を検出することができる保護装置を設置していただきます。</td></tr>
<tr><td>~~77~~　**保護装置の設置場所**
保護装置は，供給地点または故障の検出が可能な場所に設置していただきます。</td><td>79　**保護装置の設置場所**
保護装置は，供給地点または故障の検出が可能な場所に設置していただきます。</td></tr>
<tr><td>~~78~~　**遮 断 箇 所**
遮断箇所は，系統から需要場所の負荷設備を遮断することができ，かつ，事故を除去できる箇所としていただきます。</td><td>80　**遮 断 箇 所**
遮断箇所は，系統から需要場所の負荷設備を遮断することができ，かつ，事故を除去できる箇所としていただきます。</td></tr>
<tr><td>~~79~~　**電圧等の安定保持対策**
受電用変圧器加圧時の励磁突入電流による瞬時電圧低下により，系統の電圧が常時電圧から 10 パーセントを超えて逸脱するおそれがあるときは，その抑制対策を実施していただきます。なお，負荷等の特性によって各相間の負荷が著しく平衡を欠く場合，または周波数が著しく変動する等の理由により，他社の電気の使用に影響を及ぼす，もしくは影響を及ぼすおそれがある場合には，その抑制対策を実施していただきます。</td><td>81　**電圧等の安定保持対策**
受電用変圧器加圧時の励磁突入電流による瞬時電圧低下により，系統の電圧が常時電圧から 10 パーセントを超えて逸脱するおそれがあるときは，その抑制対策を実施していただきます。なお，負荷等の特性によって各相間の負荷が著しく平衡を欠く場合，または周波数が著しく変動する等の理由により，他社の電気の使用に影響を及ぼす，もしくは影響を及ぼすおそれがある場合には，その抑制対策を実施していただきます。</td></tr>
<tr><td>~~80~~　**サイバーセキュリティ対策**</td><td>82　**サイバーセキュリティ対策**</td></tr>
</table>

託送供給等約款別冊　系統連系技術要件　新旧比較表

託送供給等約款別冊　系統連系技術要件　2024 年 4 月 1 日実施	託送供給等約款別冊　系統連系技術要件　2025 年 4 月 1 日実施
自家用電気工作物（発電事業の用に供するものを除~~く~~）に係る遠隔監視システムおよび制御システムは，「自家用電気工作物に係るサイバーセキュリティの確保に関するガイドライン」に準拠した対策を講じていただきます。	自家用電気工作物（発電事業の用に供するものを除きます。）に係る遠隔監視システムおよび制御システムは，「自家用電気工作物に係るサイバーセキュリティの確保に関するガイドライン」に準拠した対策を講じていただきます。
~~81~~　**そ　の　他** 需要者が需要場所において発電設備を系統に連系する場合の技術要件は，原則として，Ⅲ（発電者の系統連系技術要件~~（~~高圧~~）~~）に準じていただきます。	83　**そ　の　他** 需要者が需要場所において発電設備を系統に連系する場合の技術要件は，原則として，Ⅲ（発電者の系統連系技術要件〔高圧〕）に準じていただきます。
Ⅶ　需要者の系統連系技術要件（特別高圧）	**Ⅶ　需要者の系統連系技術要件（特別高圧）**
~~82~~　**力　　率** 供給地点における力率は，原則として系統から見て遅れ 85 パーセント以上とするとともに，系統から見て進み力率にならないようにしていただきます。	84　**力　　率** 供給地点における力率は，原則として系統から見て遅れ 85 パーセント以上とするとともに，系統から見て進み力率にならないようにしていただきます。
~~83~~　**保護協調の実施** 需要者は，需要場所における連系用遮断器より構内側（以下，~~Ⅶ　需要者の系統連系技術要件（特別高圧）~~において「構内」といいます。）の事故時および系統の事故時において，事故の除去，事故範囲の局限化などを行なうために，負荷設備が連系する系統の保護装置と協調を図り，次のとおり保護協調を実施していただきます。 なお，発電設備を連系する場合には，上記に加え ~~51~~（不要解列の防止）に準じた対策も実施していただきます。 (1) 連系された系統に事故が発生した場合で，系統保護方式に応じて必要なときには，当該系統から構内を遮断すること。 (2) 構内に事故が発生した場合には，これに伴う影響を連系する系統へ波及させないため，構内を当該系統から遮断すること。	85　**保護協調の実施** 需要者は，需要場所における連系用遮断器より構内側（以下，この章において「構内」といいます。）の事故時および系統の事故時において，事故の除去，事故範囲の局限化などを行なうために，負荷設備が連系する系統の保護装置と協調を図り，次のとおり保護協調を実施していただきます。 なお，発電設備を連系する場合には，上記に加え 53（不要解列の防止）に準じた対策も実施していただきます。 (1) 連系された系統に事故が発生した場合で，系統保護方式に応じて必要なときには，当該系統から構内を遮断すること。 (2) 構内に事故が発生した場合には，これに伴う影響を連系する系統へ波及させないため，構内を当該系統から遮断すること。
~~84~~　**保護装置の設置** 需要者は，系統および構内の保護のため，次のとおり保護リレーを設置していただきます。 なお，発電設備を連系する場合には，上記に加え ~~52~~（保護装置の設置）に準じた対策も実施していただきます。 (1) 154,000 ボルト以上の系統に連系する場合で，系統の保護方式が電流差動リレー方式または方向比較リレー方式のときには，原則として当社が採用する仕様と同じ保護リレーおよび必要な通信設備を設置すること。 なお，154,000 ボルトの系統へ連系する場合は，原則として系統保護リレーを 1 系列，275,000 ボルト以上の系統へ連系する場合は，系統保護リレーを 2 系列設置すること。 (2) 構内の短絡および地絡事故時の保護のため，次により供給地点などに保護リレーを設置すること。 イ　構内の短絡事故時の保護のため，過電流リレー（限時および瞬時）を設置すること。ただし，当該リレーが有効に機能しない場合には，短絡方向距離リレーを設置すること。 ロ　構内の地絡事故時の保護のため，275,000 ボルト以上の系統に連系する場合には地絡方向距離リレーを設置すること。また，154,000 ボルト以下の系統に連系する場合には地絡過電流リレーを設置すること。ただし，当該リレーが有効に機能しない場合には地絡方向リレーを設置すること。 なお，275,000 ボルト以上の系統に連系するときや，安定度上問題がある箇所については，母線保護リレー装置を設置していただく場合があります。	86　**保護装置の設置** 需要者は，系統および構内の保護のため，次のとおり保護リレーを設置していただきます。 なお，発電設備を連系する場合には，上記に加え 54（保護装置の設置）に準じた対策も実施していただきます。 (1) 154,000 ボルト以上の系統に連系する場合で，系統の保護方式が電流差動リレー方式または方向比較リレー方式のときには，原則として当社が採用する仕様と同じ保護リレーおよび必要な通信設備を設置すること。 なお，154,000 ボルトの系統へ連系する場合は，原則として系統保護リレーを 1 系列，275,000 ボルト以上の系統へ連系する場合は，系統保護リレーを 2 系列設置すること。 (2) 構内の短絡および地絡事故時の保護のため，次により供給地点などに保護リレーを設置すること。 イ　構内の短絡事故時の保護のため，過電流リレー（限時および瞬時）を設置すること。ただし，当該リレーが有効に機能しない場合には，短絡方向距離リレーを設置すること。 ロ　構内の地絡事故時の保護のため，275,000 ボルト以上の系統に連系する場合には地絡方向距離リレーを設置すること。また，154,000 ボルト以下の系統に連系する場合には地絡過電流リレーを設置すること。ただし，当該リレーが有効に機能しない場合には地絡方向リレーを設置すること。 なお，275,000 ボルト以上の系統に連系するときや，安定度上問題がある箇所については，母線保護リレー装置を設置していただく場合があります。
~~85~~　**保護装置の設置場所および設置相数** (1) 保護装置は，供給地点または故障の検出が可能な場所に設置していただきます。 (2) 保護リレーの設置相数は，次のとおりとしていただきます。	87　**保護装置の設置場所および設置相数** (1) 保護装置は，供給地点または故障の検出が可能な場所に設置していただきます。 (2) 保護リレーの設置相数は，次のとおりとしていただきます。

託送供給等約款別冊　系統連系技術要件　新旧比較表

託送供給等約款別冊　系統連系技術要件　2024 年 4 月 1 日実施	託送供給等約款別冊　系統連系技術要件　2025 年 4 月 1 日実施
イ　地絡方向リレー，地絡検出用電流差動リレー，地絡検出用方向比較リレー，地絡検出用回線選択リレー，地絡過電流リレーは零相回路に設置すること。 ロ　周波数低下リレー，周波数上昇リレー，逆電力リレーは 1 相設置とすること。 ハ　不足電力リレー，過電流リレーは 2 相設置とすること。 ニ　短絡検出・地絡検出兼用電流差動リレー，短絡検出用電流差動リレー，短絡検出用方向比較リレー，短絡方向距離リレー，短絡検出用回線選択リレー，地絡方向距離リレーは 3 相設置とすること。	イ　地絡方向リレー，地絡検出用電流差動リレー，地絡検出用方向比較リレー，地絡検出用回線選択リレー，地絡過電流リレーは零相回路に設置すること。 ロ　周波数低下リレー，周波数上昇リレー，逆電力リレーは 1 相設置とすること。 ハ　不足電力リレー，過電流リレーは 2 相設置とすること。 ニ　短絡検出・地絡検出兼用電流差動リレー，短絡検出用電流差動リレー，短絡検出用方向比較リレー，短絡方向距離リレー，短絡検出用回線選択リレー，地絡方向距離リレーは 3 相設置とすること。
~~86~~　**解 列 箇 所** 解列箇所は，保護装置が動作した場合に系統から構内を解列し，事故を除去することができる受電用遮断器としていただきます。 また，発電設備を連系する場合には，上記に加え ~~55~~（解列箇所）に準じた対策も実施していただきます。 なお，母線保護リレー装置が動作した場合には，同一母線に接続された送電線および連系用変圧器などをすべて遮断していただきます。	88　**解 列 箇 所** 解列箇所は，保護装置が動作した場合に系統から構内を解列し，事故を除去することができる受電用遮断器としていただきます。 また，発電設備を連系する場合には，上記に加え 57（解列箇所）に準じた対策も実施していただきます。 なお，母線保護リレー装置が動作した場合には，同一母線に接続された送電線および連系用変圧器などをすべて遮断していただきます。
~~87~~　**線路無電圧確認装置の設置** 需要者が発電設備を連系する場合には，~~58~~（線路無電圧確認装置の設置）に準じていただきます。	89　**線路無電圧確認装置の設置** 需要者が発電設備を連系する場合には，60（線路無電圧確認装置の設置）に準じていただきます。
~~88~~　**電力品質対策の実施** 負荷設備を電力系統へ連系することにより，電圧変動および高調波電流などの特異現象が過大になると，電力系統ならびに他の需要者の各種機器に対し，過熱焼損，振動を与え，その正常動作に影響を及ぼす他，他者の電気工作物に支障を及ぼすため，適切な防止対策を実施していただきます。 (1) 電 圧 変 動 電圧変動対策については，~~62~~（電圧変動）に準じていただきます。 (2) 高　調　波 高調波発生機器を用いた電気設備を使用することにより，系統に高調波電流を流出する場合は，その高調波電流を抑制するため，次の要件にしたがっていただきます。 イ　対象となる~~負荷設備~~ (ｲ) 対象となる需要者は，次のいずれかに該当する需要者（以下「特定需要者」といいます。）といたします。 a　22,000 ボルトまたは 33,000 ボルトの系統から受電する需要者であって，その施設する高調波発生機器の種類毎の高調波発生率を考慮した容量（以下「等価容量」といいます。）の合計が 300 キロボルトアンペアを超える需要者 b　66,000 ボルト以上の系統から受電する需要者であって，等価容量の合計が 2,000 キロボルトアンペアを超える需要者 (ﾛ) 上記(ｲ)の等価容量を算出する場合に対象とする高調波発生機器は，300 ボルト以下の商用電源系統に接続して使用する定格電流 20 アンペア／相以下の電気・電子機器以外の機器といたします。 (ﾊ) 特定需要者が，上記(ﾛ)に該当する高調波発生機器を新設，増設または更新する場合等に適用いたします。 なお，上記(ﾛ)に該当する高調波発生機器を新設，増設または更新する等によって特定需要者に該当することになる場合においても適用いたします。 ロ　高調波流出電流の算出 特定需要者から系統に流出する高調波流出電流の算出は次によるものといたします。 (ｲ) 高調波流出電流は，高調波発生機器毎の定格運転状態において発生する高調波電流を合計し，これに高調波発生機器の最大の稼働率を乗じたものといたします。	90　**電力品質対策の実施** 負荷設備を電力系統へ連系することにより，電圧変動および高調波電流などの特異現象が過大になると，電力系統ならびに他の需要者の各種機器に対し，過熱焼損，振動を与え，その正常動作に影響を及ぼす他，他者の電気工作物に支障を及ぼすため，適切な防止対策を実施していただきます。 (1) 電 圧 変 動 電圧変動対策については，64（電圧変動）に準じていただきます。 (2) 高　調　波 高調波発生機器を用いた電気設備を使用することにより，系統に高調波電流を流出する場合は，その高調波電流を抑制するため，次の要件にしたがっていただきます。 イ　対象となる需要者 (ｲ) 対象となる需要者は，次のいずれかに該当する需要者（以下「特定需要者」といいます。）といたします。 a　22,000 ボルトまたは 33,000 ボルトの系統から受電する需要者であって，その施設する高調波発生機器の種類毎の高調波発生率を考慮した容量（以下「等価容量」といいます。）の合計が 300 キロボルトアンペアを超える需要者 b　66,000 ボルト以上の系統から受電する需要者であって，等価容量の合計が 2,000 キロボルトアンペアを超える需要者 (ﾛ) 上記(ｲ)の等価容量を算出する場合に対象とする高調波発生機器は，300 ボルト以下の商用電源系統に接続して使用する定格電流 20 アンペア／相以下の電気・電子機器以外の機器といたします。 (ﾊ) 特定需要者が，上記(ﾛ)に該当する高調波発生機器を新設，増設または更新する場合等に適用いたします。 なお，上記(ﾛ)に該当する高調波発生機器を新設，増設または更新する等によって特定需要者に該当することになる場合においても適用いたします。 ロ　高調波流出電流の算出 特定需要者から系統に流出する高調波流出電流の算出は次によるものといたします。 (ｲ) 高調波流出電流は，高調波発生機器毎の定格運転状態において発生する高調波電流を合計し，これに高調波発生機器の最大の稼働率を乗じたものといたします。

託送供給等約款別冊　系統連系技術要件　新旧比較表

<table>
<tr><th>託送供給等約款別冊　系統連系技術要件　2024 年 4 月 1 日実施</th><th>託送供給等約款別冊　系統連系技術要件　2025 年 4 月 1 日実施</th></tr>
<tr><td>(ﾛ) 高調波流出電流は，高調波の次数毎に合計するものといたします。
(ﾊ) 対象とする高調波の次数は 40 次以下といたします。
(ﾆ) 特定需要者の構内に高調波流出電流を低減する設備がある場合は，その低減効果を考慮することができるものといたします。
ハ　高調波流出電流の上限値
特定需要者から系統に流出する高調波流出電流の許容される上限値は，高調波の次数毎に，次表に示す需要者の契約電力 1 キロワット当たりの高調波流出電流の上限値に当該需要者の契約電力（キロワット単位といたします。）を乗じた値といたします。
（単位：ﾐﾘｱﾝﾍﾟｱ/ｷﾛﾜｯﾄ）
<table><tr><th>連系電圧</th><th>5 次</th><th>7 次</th><th>11 次</th><th>13 次</th><th>17 次</th><th>19 次</th><th>23 次</th><th>23 次超過</th></tr><tr><td>22 ｷﾛﾎﾞﾙﾄ</td><td>1.8</td><td>1.3</td><td>0.82</td><td>0.69</td><td>0.53</td><td>0.47</td><td>0.39</td><td>0.36</td></tr><tr><td>33 ｷﾛﾎﾞﾙﾄ</td><td>1.2</td><td>0.86</td><td>0.55</td><td>0.46</td><td>0.35</td><td>0.32</td><td>0.26</td><td>0.24</td></tr><tr><td>66 ｷﾛﾎﾞﾙﾄ</td><td>0.59</td><td>0.42</td><td>0.27</td><td>0.23</td><td>0.17</td><td>0.16</td><td>0.13</td><td>0.12</td></tr><tr><td>154 ｷﾛﾎﾞﾙﾄ</td><td>0.25</td><td>0.18</td><td>0.11</td><td>0.09</td><td>0.07</td><td>0.06</td><td>0.05</td><td>0.05</td></tr><tr><td>275 ｷﾛﾎﾞﾙﾄ</td><td>0.14</td><td>0.10</td><td>0.06</td><td>0.05</td><td>0.04</td><td>0.03</td><td>0.03</td><td>0.02</td></tr></table>
ニ　高調波流出電流の抑制対策の実施
特定需要者は，上記ロの高調波流出電流が，上記ハの高調波流出電流の上限値を超える場合には，高調波流出電流を高調波流出電流の上限値以下となるよう必要な対策を講じていただきます。
(3) 電圧フリッカ
人間の目は，光のちらつきの周波数が 10 ヘルツの時に最も敏感に感じるため，電圧フリッカの大きさは，変動周期を全て 10 ヘルツに換算したΔＶ10 を使用するものといたします。
電圧フリッカの許容上限値は，専用線で供給する場合はその供給変電所母線，一般線で供給する場合は供給地点で，以下のとおりといたします。
ΔＶ10 メーターで 4 番目最大 0.45 ボルト
(4) 電圧不平衡
電圧不平衡率の許容上限値は，受電地点で 3 パーセントとするものといたします。
(5) 周波数の安定保持
負荷設備の特性によって周波数が著しく変動することにより，他者の電気の使用を妨害し，もしくは妨害するおそれがある場合，速やかに協議の上，その防止対策を実施していただきます。</td><td>(ﾛ) 高調波流出電流は，高調波の次数毎に合計するものといたします。
(ﾊ) 対象とする高調波の次数は 40 次以下といたします。
(ﾆ) 特定需要者の構内に高調波流出電流を低減する設備がある場合は，その低減効果を考慮することができるものといたします。
ハ　高調波流出電流の上限値
特定需要者から系統に流出する高調波流出電流の許容される上限値は，高調波の次数毎に，次表に示す需要者の契約電力 1 キロワット当たりの高調波流出電流の上限値に当該需要者の契約電力（キロワット単位といたします。）を乗じた値といたします。
（単位：ﾐﾘｱﾝﾍﾟｱ/ｷﾛﾜｯﾄ）
<table><tr><th>連系電圧</th><th>5 次</th><th>7 次</th><th>11 次</th><th>13 次</th><th>17 次</th><th>19 次</th><th>23 次</th><th>23 次超過</th></tr><tr><td>22 ｷﾛﾎﾞﾙﾄ</td><td>1.8</td><td>1.3</td><td>0.82</td><td>0.69</td><td>0.53</td><td>0.47</td><td>0.39</td><td>0.36</td></tr><tr><td>33 ｷﾛﾎﾞﾙﾄ</td><td>1.2</td><td>0.86</td><td>0.55</td><td>0.46</td><td>0.35</td><td>0.32</td><td>0.26</td><td>0.24</td></tr><tr><td>66 ｷﾛﾎﾞﾙﾄ</td><td>0.59</td><td>0.42</td><td>0.27</td><td>0.23</td><td>0.17</td><td>0.16</td><td>0.13</td><td>0.12</td></tr><tr><td>154 ｷﾛﾎﾞﾙﾄ</td><td>0.25</td><td>0.18</td><td>0.11</td><td>0.09</td><td>0.07</td><td>0.06</td><td>0.05</td><td>0.05</td></tr><tr><td>275 ｷﾛﾎﾞﾙﾄ</td><td>0.14</td><td>0.10</td><td>0.06</td><td>0.05</td><td>0.04</td><td>0.03</td><td>0.03</td><td>0.02</td></tr></table>
ニ　高調波流出電流の抑制対策の実施
特定需要者は，上記ロの高調波流出電流が，上記ハの高調波流出電流の上限値を超える場合には，高調波流出電流を高調波流出電流の上限値以下となるよう必要な対策を講じていただきます。
(3) 電圧フリッカ
人間の目は，光のちらつきの周波数が 10 ヘルツの時に最も敏感に感じるため，電圧フリッカの大きさは，変動周期を全て 10 ヘルツに換算したΔＶ10 を使用するものといたします。
電圧フリッカの許容上限値は，専用線で供給する場合はその供給変電所母線，一般線で供給する場合は供給地点で，以下のとおりといたします。
ΔＶ10 メーターで 4 番目最大 0.45 ボルト
(4) 電圧不平衡
電圧不平衡率の許容上限値は，受電地点で 3 パーセントとするものといたします。
(5) 周波数の安定保持
負荷設備の特性によって周波数が著しく変動することにより，他者の電気の使用を妨害し，もしくは妨害するおそれがある場合，速やかに協議の上，その防止対策を実施していただきます。</td></tr>
<tr><td><s>89</s> 保安通信電話の設置
需要者と当社給電指令機関との間には，保安通信用電話設備を設置していただきます。</td><td>91 保安通信電話の設置
需要者と当社給電指令機関との間には，保安通信用電話設備を設置していただきます。</td></tr>
<tr><td><s>90</s> 給電情報伝送装置の設置
系統運用上必要な情報を確実に収集するために，原則として，次のスーパービジョンおよびテレメータを設置させていただきます。
(1) スーパービジョン
連系用遮断器，連系用断路器ならびに連系用送電線用接地開閉器の開閉状態
(2) テレメータ
引込口の有効電力量</td><td>92 給電情報伝送装置の設置
系統運用上必要な情報を確実に収集するために，原則として，次のスーパービジョンおよびテレメータを設置させていただきます。
(1) スーパービジョン
連系用遮断器，連系用断路器ならびに連系用送電線用接地開閉器の開閉状態
(2) テレメータ
引込口の有効電力量</td></tr>
<tr><td><s>91</s> サイバーセキュリティ対策</td><td>93 サイバーセキュリティ対策</td></tr>
</table>

託送供給等約款別冊　系統連系技術要件　新旧比較表

託送供給等約款別冊　系統連系技術要件　2024 年 4 月 1 日実施	託送供給等約款別冊　系統連系技術要件　2025 年 4 月 1 日実施
自家用電気工作物（発電事業の用に供するものおよび小規模事業用電気工作物を除~~く~~。）に係る遠隔監視システムおよび制御システムは，「自家用電気工作物に係るサイバーセキュリティの確保に関するガイドライン」に準拠した対策を講じていただきます。	自家用電気工作物（発電事業の用に供するものおよび小規模事業用電気工作物を除きます。）に係る遠隔監視システムおよび制御システムは，「自家用電気工作物に係るサイバーセキュリティの確保に関するガイドライン」に準拠した対策を講じていただきます。

３　工事に関する費用の負担に関する算出の根拠および決定の方法に関する説明書

工事に関する費用の負担に関する算出の根拠および決定の方法に関する説明書

混雑緩和プロセスにおける工事費負担金の算出につきましては，第 52 回総合資源エネルギー調査会省エネルギー・新エネルギー分科会／電力・ガス事業分科会再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会(2023 年 6 月 21 日開催)において，系統増強を希望した発電事業者の負担を基本としたうえで，混雑緩和プロセスによる系統増強が一般送配電事業者の計画している設備更新と同調できるなど，一般送配電事業者の受益と評価できる部分については，一般負担として控除する整理がなされたことを反映いたしました。

また，混雑緩和プロセスの参加者に求める保証金につきましては，第 69 回広域系統整備委員会（2023 年 8 月 9 日開催）において，従来の一括検討プロセスと同等に設定する整理がなされたことを反映いたしました。

託送供給等約款変更認可申請書

令和６年 11 月 29 日

東京電力パワーグリッド株式会社

託送供給等約款変更認可申請書

経料発６第25号
令和６年11月29日

経済産業大臣　武 藤　容 治　殿

東京都千代田区内幸町１丁目１番３号
東京電力パワーグリッド株式会社
代表取締役社長　金 子　禎 則

次のとおり託送供給等約款の変更の認可を受けたいので、電気事業法第18条第１項の規定により申請します。

変 更 の 内 容	別紙　託送供給等約款のとおりであります。
実　施　期　日	令和７年４月１日

別 紙

託 送 供 給 等 約 款

令和７年４月１日 実施

東京電力パワーグリッド株式会社

託 送 供 給 等 約 款

目　　次

Ⅰ　総　　則 1
1　適　　用 1
2　託送供給等約款の認可および変更 2
3　定　　義 2
4　代表契約者の選任 8
5　託送供給等に関する取扱い 8
6　単位および端数処理 9
7　実　施　細　目 10

Ⅱ　契 約 の 申 込 み 11
8　契 約 の 要 件 11
9　検討および契約の申込み 16
10　契約の成立および契約期間 25
11　託送供給等の開始 26
12　供給準備その他必要な手続きのための協力 27
13　電気方式，電圧および周波数 27
14　発電場所および需要場所 29
15　供給および契約の単位 31
16　承 諾 の 限 界 36
17　契 約 書 の 作 成 36

Ⅲ　料　　金 37
18　料　　金 37
19　接続送電サービス 39
20　臨時接続送電サービス 65

21　予備送電サービス……74
22　系統連系受電サービス……76
23　発電量調整受電計画差対応電力……80
24　接続対象計画差対応電力……81
25　需要抑制量調整受電計画差対応電力……83
26　給電指令時補給電力……84

Ⅳ　料金の算定および支払い……86
27　料金の適用開始の時期……86
28　検　　針　　日……86
29　料金の算定期間……87
30　計　　量……88
31　電力および電力量の算定……91
32　損　　失　　率……112
33　料 金 の 算 定……112
34　支払義務の発生および支払期日……117
35　料金その他の支払方法……119
36　保　　証　　金……122
37　連　帯　責　任……125

Ⅴ　供　　給……126
38　託送供給等の実施……126
39　給電指令の実施等……130
40　適正契約の保持等……133
41　契 約 超 過 金……133
42　力 率 の 保 持……137
43　発電場所および需要場所への立入りによる業務の実施……138
44　託送供給等にともなう協力……139
45　託送供給等の停止……139
46　託送供給等の停止の解除……141

47　託送供給等の停止期間中の料金……141
48　違　　約　　金……142
49　損害賠償の免責……142
50　設 備 の 賠 償……143

Ⅵ　契約の変更および終了……144
51　契 約 の 変 更……144
52　名 義 の 変 更……147
53　契 約 の 廃 止……148
54　供給開始後の契約の消滅または変更にともなう料金および
　　工事費の精算 ……150
55　解　　約　　等……155
56　契約消滅後の債権債務関係……158

Ⅶ　受電方法および供給方法ならびに工事……159
57　受電地点，供給地点および施設……159
58　架 空 引 込 線……161
59　地 中 引 込 線……162
60　連接引込線等……163
61　中高層集合住宅等における受電方法および供給方法……164
62　引込線の接続……164
63　計量器等の取付け……165
64　通信設備等の施設……166
65　専用供給設備……166
66　電流制限器等の取付け……168

Ⅷ　工 事 費 の 負 担 ……169
67　受電地点への供給設備の工事費負担金……169
68　受電用計量器等の工事費負担金……173
69　会社間連系設備の工事費負担金……174

70　供給地点への供給設備の工事費負担金.....174
71　工事費負担金の申受けおよび精算.....183
72　供給開始に至らないで契約を廃止または変更される場合等の
　　費用の申受け.....186
73　臨 時 工 事 費.....187
74　工事費等に関する契約書の作成.....188

Ⅸ　保　　安 189
75　保 安 の 責 任.....189
76　保安等に対する発電者および需要者の協力.....189
77　調　　査.....190
78　調 査 等 の 委 託.....190
79　調査に対する需要者の協力.....190
80　検査または工事の受託.....191
81　自家用電気工作物.....191

附　　則.....192
1　実　施　期　日.....192
2　標準周波数についての特別措置.....192
3　受電電気方式，供給電気方式，受電電圧および供給電圧についての
　　特別措置.....192
4　揚水発電設備等が設置された需要場所に接続供給を行なう場合の
　　特別措置.....192
5　発電量調整供給契約についての特別措置
　　［再生可能エネルギー発電設備］.....198
6　離島についての特別措置.....205
7　受電電圧および供給電圧と計量電圧が異なる場合の取扱い.....206
8　記録型計量器以外の計量器で計量する場合の特別措置.....206
9　発電量調整供給に係る発電設備等が調整電源に該当する場合の
　　特別措置.....210

10　損害賠償の免責についての特別措置
［再生可能エネルギー発電設備］.....210
11　みなし登録特定送配電事業者についての特別措置.....211
12　受電地点への供給設備の工事費負担金
［電源接続案件募集プロセス］.....211
13　発電量調整供給開始に至らないで発電量調整供給契約を廃止または
変更される場合の費用の申受け［電源接続案件募集プロセス］.....211
14　軽負荷期等における電気の使用に係る特別措置.....212
15　再エネ海域利用法に係る特別措置.....217
16　給電指令時補給電力料金に係る特別措置.....217
17　バランシンググループの設定に係る特別措置.....217
18　Ｎ－１電制の実施についての特別措置.....243
19　系統連系受電サービス等についての特別措置.....245
20　災害救助法が適用された場合等の特別措置.....255

別　　表.....260
1　契約設備電力の算定.....260
2　系統設備効率化割引の対象変電所等.....260
3　契約電力および契約容量の算定方法.....268
4　負荷設備の入力換算容量.....269
5　平均力率の算定.....273
6　契約負荷設備の総容量の算定.....274
7　発電量調整受電計画電力量，接続対象計画電力量および
需要抑制量調整受電計画電力量に関する取扱い.....274
8　電力量の協定.....277
9　需要計画・調達計画・販売計画.....281
10　発電計画・調達計画・販売計画.....283
11　需要抑制計画・調達計画・販売計画・ベースライン.....285
12　進相用コンデンサ取付容量基準.....286
13　標　準　設　計.....288

14　スポットネットワーク方式の工事費の算式.....300

Ⅰ　総　　則

１　適　　用

当社が，小売電気事業，当社以外の一般送配電事業，特定送配電事業もしくは電気事業法第２条第１項第５号ロにもとづき行なわれる電気の供給（以下「自己等への電気の供給」といいます。）の用に供するための託送供給または電気事業法第２条第１項第７号に定める電力量調整供給を行なうときの料金および必要となるその他の供給条件は，この託送供給等約款（以下「この約款」といいます。）によります。

なお，この約款において託送供給および電力量調整供給とは，次のものをいいます。

（１）　託　送　供　給

次の接続供給および振替供給をいいます。

イ　接　続　供　給

当社が契約者から受電し，当社が維持および運用する供給設備を介して，同時に，その受電した場所以外の当社の供給区域（栃木県，群馬県，茨城県，埼玉県，千葉県，東京都，神奈川県，山梨県および静岡県〔富士川以東〕をいいます。）内の場所（会社間連系点を除きます。）において，契約者の小売電気事業，特定送配電事業または自己等への電気の供給の用に供するための電気を契約者に供給することをいいます。

ロ　振　替　供　給

当社が契約者から小売電気事業，当社以外の一般送配電事業，特定送配電事業または自己等への電気の供給の用に供するための電気を受電し，当社が維持および運用する供給設備を介して，同時に，その受電した場所以外の会社間連系点において，契約者に，その受電した電気の量に相当する量の電気を供給することをいいます。

（２）　電力量調整供給

次の発電量調整供給および需要抑制量調整供給をいいます。

イ　発電量調整供給

当社が発電契約者から，当社が行なう託送供給に係る小売電気事業，一般送配電事業，特定送配電事業または自己等への電気の供給の用に供するための電気を受電し，当社が維持および運用する供給設備を介して，同時に，その受電した場所において，発電契約者に，発電契約者があらかじめ当社に申し出た量の電気を供給することをいいます。

ロ　需要抑制量調整供給

当社が需要抑制契約者から，特定卸供給の用に供するための電気（小売電気事業または特定送配電事業の供給の用に供するための電気で，電気事業法施行規則第１条第２項第７号に定める特定抑制依頼によってえられた電気に限ります。）を受電し，当社が維持および運用する供給設備を介して，同時に，その受電した場所において，需要抑制契約者に，需要抑制契約者があらかじめ当社に申し出た量の電気を供給することをいいます。

２　託送供給等約款の認可および変更

（１）　この約款は，電気事業法第18条第１項の規定にもとづき，経済産業大臣の認可を受けたものです。

（２）　当社は，経済産業大臣の認可を受け，または経済産業大臣に届け出て，この約款を変更することがあります。この場合には，料金および必要となるその他の供給条件は，変更後の託送供給等約款によります。

３　定　　義

次の言葉は，この約款においてそれぞれ次の意味で使用いたします。

（１）　契　約　者

この約款にもとづいて当社と接続供給契約または振替供給契約を締結する小売電気事業者，一般送配電事業者，特定送配電事業者または自己等への電気の供給を行なう者をいいます。

（２）　発 電 契 約 者

この約款にもとづいて当社と発電量調整供給契約を締結する者をいいます。

（３） 需要抑制契約者

この約款にもとづいて当社と需要抑制量調整供給契約を締結する者をいいます。

（４） 発　　電　　者

小売電気事業，一般送配電事業，特定送配電事業または自己等への電気の供給の用に供する電気（託送供給に係る電気に限ります。）を発電または放電する者で当社以外の者をいいます。

（５） 需　　要　　者

契約者が小売電気事業または自己等への電気の供給として電気を供給する相手方となる者をいいます。

（６） 低　　圧

標準電圧100ボルトまたは200ボルトをいいます。

（７） 高　　圧

標準電圧6,000ボルトをいいます。

（８） 特　別　高　圧

標準電圧20,000ボルト以上の電圧をいいます。

（９） 受　電　地　点

当社が，託送供給に係る電気を契約者から受電する地点，発電量調整供給に係る電気を発電契約者から受電する地点または需要抑制量調整供給に係る電気を需要抑制契約者から受電する地点をいいます。

(10) 発　電　場　所

発電者が，発電量調整供給に係る電気を発電または放電する場所をいいます。

(11) 供　給　地　点

当社が，託送供給に係る電気を契約者に供給する地点をいいます。

(12) 需　要　場　所

需要者が，契約者から供給された接続供給に係る電気を使用する場所をいいます。

(13) 会社間連系点

当社以外の一般送配電事業者または配電事業者が維持および運用する供

給設備と当社が維持および運用する供給設備との接続点をいいます。

(14) 中　継　振　替

会社間連系点を受電地点とし，他の会社間連系点を供給地点とする振替供給をいいます。

(15) 地　内　振　替

発電者の電気設備と当社の供給設備との接続点を受電地点とし，会社間連系点を供給地点とする振替供給をいいます。

(16) 発電量調整受電電力

発電量調整供給の場合で，受電地点において，当社が発電契約者から受電する電気の電力をいいます。

(17) 発電量調整受電電力量

受電地点において，当社が発電契約者から受電する発電量調整供給に係る電気の電力量をいいます。

(18) 発電量調整受電計画電力

発電量調整受電電力の計画値で，発電契約者があらかじめ当社に通知するものをいいます。

(19) 発電量調整受電計画電力量

発電量調整受電電力量の計画値で，発電契約者があらかじめ当社に通知するものをいいます。

(20) 接続受電電力

接続供給の場合で，受電地点において，当社が契約者から受電する電気の電力をいいます。

(21) 接続受電電力量

受電地点において，当社が契約者から受電する接続供給に係る電気の電力量をいいます。

(22) 接続供給電力

供給地点において，当社が契約者に供給する接続供給に係る電気の電力をいいます。

(23) 接続供給電力量

供給地点において，当社が契約者に供給する接続供給に係る電気の電力

量をいいます。

(24) 接続対象電力

接続供給電力を損失率で修正した値をいいます。

(25) 接続対象電力量

接続供給電力量を損失率で修正した値をいいます。

(26) 接続対象計画電力

接続対象電力の計画値で，契約者があらかじめ当社に通知するものをいいます。

(27) 接続対象計画電力量

接続対象電力量の計画値で，契約者があらかじめ当社に通知するものをいいます。

(28) 需要抑制量調整受電電力

需要抑制量調整供給の場合で，受電地点において，当社が需要抑制契約者から受電する電気の電力をいいます。

(29) 需要抑制量調整受電電力量

受電地点において，当社が需要抑制契約者から受電する需要抑制量調整供給に係る電気の電力量をいいます。

(30) 需要抑制量調整受電計画電力

需要抑制量調整受電電力の計画値で，需要抑制契約者があらかじめ当社に通知するものをいいます。

(31) 需要抑制量調整受電計画電力量

需要抑制量調整受電電力量の計画値で，需要抑制契約者があらかじめ当社に通知するものをいいます。

(32) ベースライン

需要抑制量調整供給を行なう場合の基準となる電力量で，需要抑制契約者があらかじめ当社に通知するものをいいます。

(33) 損　失　率

接続供給における受電地点から供給地点に至る電気の損失率をいいます。

(34) 契　約　電　力

契約上使用できる最大電力（キロワット）であって，接続送電サービス

契約電力，臨時接続送電サービス契約電力および予備送電サービス契約電力をいいます。

(35)　契　約　電　流

契約上使用できる最大電流（アンペア）であって，接続送電サービス契約電流および臨時接続送電サービス契約電流をいいます。

(36)　契　約　容　量

契約上使用できる最大容量（キロボルトアンペア）であって，接続送電サービス契約容量および臨時接続送電サービス契約容量をいいます。

(37)　契約受電電力

受電地点における接続受電電力または発電量調整受電電力の最大値（キロワット）で，契約者または発電契約者と当社との協議によりあらかじめ定めた値（発電量調整供給においては，同時最大受電電力をこえないものといたします。）をいいます。

(38)　同時最大受電電力

発電者の電気設備と当社の供給設備との接続点における最大電力（キロワット）で，発電契約者または発電者と当社との協議により発電場所ごとにあらかじめ定めた値をいいます。

(39)　最大連系電力等

受電地点において，当社が発電契約者から受電する発電量調整供給に係る電気の電力の最大値をいいます。

(40)　最大需要電力等

供給地点において，当社が契約者に供給する接続供給に係る電気の電力の最大値をいいます。

(41)　発電バランシンググループ

31（電力および電力量の算定）(20)イもしくはロに定める発電量調整受電計画差対応補給電力量または31（電力および電力量の算定）(21)イもしくはロに定める発電量調整受電計画差対応余剰電力量を算定する対象となる単位で，発電契約者があらかじめ発電量調整供給契約において設定するものをいいます。

(42)　需要バランシンググループ

31（電力および電力量の算定）(22)に定める接続対象計画差対応補給電力量または31（電力および電力量の算定）(23)に定める接続対象計画差対応余剰電力量を算定する対象となる単位で，契約者があらかじめ接続供給契約において設定するものをいいます。

(43) 需要抑制バランシンググループ

31（電力および電力量の算定）(24)に定める需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量または31（電力および電力量の算定）(25)に定める需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量を算定する対象となる単位で，需要抑制契約者があらかじめ需要抑制量調整供給契約において設定するものをいいます。

(44) 電　　灯

白熱電球，けい光灯，ネオン管灯，水銀灯等の照明用電気機器（付属装置を含みます。）をいいます。

(45) 小 型 機 器

主として住宅，店舗，事務所等において単相で使用される，電灯以外の低圧の電気機器をいいます。ただし，急激な電圧の変動等により他の電気の使用者の電灯の使用を妨害し，または妨害するおそれがあり，電灯と併用できないものは除きます。

(46) 動　　力

電灯および小型機器以外の電気機器をいいます。

(47) 契約負荷設備

契約上使用できる負荷設備をいいます。

(48) 契約主開閉器

契約上設定されるしゃ断器であって，定格電流を上回る電流に対して電路をしゃ断し，需要者において使用する最大電流を制限するものをいいます。

(49) 定 期 検 査

電気事業法第54条および第55条第１項に定められた検査をいいます。

(50) 定 期 補 修

一定期間を限り定期的に行なわれる補修をいいます。

(51)　給　電　指　令

発電者の発電設備および蓄電池（以下「発電設備等」といいます。）もしくは会社間連系点の運用または需要者の電気の使用について，当社から指令することをいいます。

(52)　昼　間　時　間

毎日午前８時から午後10時までの時間をいいます。ただし，日曜日，「国民の祝日に関する法律」に規定する休日，１月２日，１月３日，４月30日，５月１日，５月２日，12月30日および12月31日の該当する時間を除きます。

(53)　夜　間　時　間

昼間時間以外の時間をいいます。

４　代表契約者の選任

自己等への電気の供給の用に供するための接続供給契約の場合を除き，１接続供給契約における契約者を複数とすることができます。この場合，当該接続供給契約においては１需要バランシンググループを設定するものとし，この約款に関する当社との協議および接続供給の実施に関する事項についての権限を複数の契約者全員から委任された契約者を，代表契約者としてあらかじめ選任していただき，かつ，契約者が行なう，当社との手続きおよび協議，ならびにこの約款に定める金銭債務の支払い等は，代表契約者を通じて行なっていただきます。また，当社は，契約者との協議および契約者への通知を代表契約者に対して行ないます。ただし，当社は，必要に応じて，代表契約者以外の契約者と，協議等をさせていただくことがあります。

５　託送供給等に関する取扱い

当社は，とくに必要となる場合を除き，当社の専用窓口を通じて，この約款の実施取扱いをいたします。この場合，当社は，託送供給または電力量調整供給の申込みおよび実施に際して得た情報については，託送供給，電力量調整供給または再生可能エネルギー電気卸供給約款にもとづく再生可能エネルギー電気卸供給を実施する目的以外に使用いたしません。

６　単位および端数処理

この約款において料金その他を計算する場合の単位およびその端数処理は，次のとおりといたします。

（１）　契約負荷設備の個々の容量の単位は，１ワットまたは１ボルトアンペアとし，その端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。

（２）　契約容量の単位は，１キロボルトアンペアとし，その端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。

（３）　発電量調整受電電力，発電量調整受電計画電力，接続受電電力，接続供給電力，接続対象電力，接続対象計画電力，需要抑制量調整受電電力，需要抑制量調整受電計画電力，契約電力，契約受電電力，同時最大受電電力，最大連系電力等，最大需要電力等およびその他の電気の電力の単位は，次の場合を除き，１キロワットとし，その端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。

イ　低圧で供給する場合で，19（接続送電サービス）（２）イまたは20（臨時接続送電サービス）（２）イ(ﾛ)を適用した場合に算定された値が0.5キロワット以下となるときは，契約電力を0.5キロワットといたします。

ロ　高圧で供給する場合で，19（接続送電サービス）（２）イを適用した場合に算定された値が0.5キロワット未満となるときは，契約電力を１キロワットといたします。

（４）　発電量調整受電電力量，発電量調整受電計画電力量，接続受電電力量，接続供給電力量，接続対象電力量，接続対象計画電力量，需要抑制量調整受電電力量，需要抑制量調整受電計画電力量，ベースライン，発電量調整受電計画差対応補給電力量，発電量調整受電計画差対応余剰電力量，接続対象計画差対応補給電力量，接続対象計画差対応余剰電力量，需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量，需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量，給電指令時補給電力量およびその他の電気の電力量の単位は，１キロワット時とし，その端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。ただし，低圧で受電する場合の30分ごとの接続受電電力量および30分ごとの発電量調整受電電力量ならびに低圧で供給する場合の30分ごとの接続供給電力量の単位は，最小位までといたします。

（５） 力率の単位は，１パーセントとし，その端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。

（６） 料金その他の計算における合計金額の単位は，１円とし，その端数は，切り捨てます。

７ 実 施 細 目

この約款の実施上必要な細目的事項は，そのつど契約者，発電契約者，発電者または需要抑制契約者と当社との協議によって定めます。

なお，当社は，必要に応じて，需要者と別途協議を行なうことがあります。

Ⅱ　契約の申込み

８　契 約 の 要 件

（１）　契約者が接続供給契約または振替供給契約を希望される場合は，次の要件を満たしていただきます。

イ　小売電気事業，一般送配電事業，特定送配電事業または自己等への電気の供給の用に供する電気が電力量調整供給に係るものまたは当社が供給する託送供給に供する電気であること。

ロ　接続供給の場合，契約者が需要者の需要の計画値に応じた電気の供給が可能であること。

ハ　振替供給の場合，契約者が営む小売電気事業，一般送配電事業，特定送配電事業または契約者が行なう自己等への電気の供給の用に供するためのものであること。

ニ　需要者が電気設備を当社の供給設備に電気的に接続するにあたり，電気設備に関する技術基準，その他の法令等にしたがい，かつ，別冊に定める系統連系技術要件（以下「系統連系技術要件」といいます。）を遵守して，当社の供給設備の状況等を勘案して技術的に適当と認められる方法によって連系すること。

ホ　高圧または特別高圧で供給する場合は，契約者および需要者が当社からの給電指令にしたがうこと。

ヘ　契約者が，需要者にこの約款における需要者に関する事項を遵守させ，かつ，需要者がこの約款における需要者に関する事項を遵守する旨の承諾をすること。

ト　需要者が他の契約者から電気の供給を受けることを当社が確認した場合は，契約者が，当社が契約者にあらかじめお知らせすることなく接続供給の実施に必要な需要者の情報を当該他の契約者に対し提供する旨の承諾をすること。

チ　契約者および需要者が，当社が契約者および需要者にあらかじめお知らせすることなく発電量調整供給等の実施に必要な需要者の情報を発電

契約者および需要場所と同一の場所である発電場所の発電者または当社と再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）第２条第５項に定める特定契約（以下「特定契約」といいます。）もしくは再生可能エネルギー特別措置法第２条の７に定める一時調達契約（以下「一時調達契約」といいます。）等を締結する者に対し提供する旨の承諾をすること。

リ　契約者が自己等への電気の供給の用に供するための接続供給契約または振替供給契約を希望される場合は，次の要件を満たすこと。

(ｲ)　契約者と同一の者である発電者の発電設備等が電気事業法第２条第１項第５号ロに定める非電気事業用電気工作物であること。

(ﾛ)　契約者と同一の者でない発電者の発電または放電に係る電気も供給する場合は，当該発電者の発電設備等が契約者と電気事業法第２条第１項第５号ロの経済産業省令で定める密接な関係を有する者が維持および運用する非電気事業用電気工作物であること。

(ﾊ)　需要者が契約者と同一の者，または契約者と電気事業法第２条第１項第５号ロの経済産業省令で定める密接な関係を有する者であること。

ヌ　契約者が，１需要場所において，分割供給（複数の小売電気事業者が，１需要場所において，１引込みを通じて行なうそれぞれの電気事業法第２条第１項第１号に定める小売供給をいいます。ただし，一方の小売電気事業者が需要者の発電設備の検査，補修または事故〔停電による停止等を含みます。〕により生じた不足電力の補給にあてるための電気のみを供給する場合の小売供給を除きます。）を行なうための接続供給（以下「分割接続供給」といいます。）を希望される場合は，次の要件を満たすこと。

(ｲ)　当該需要場所が，高圧または特別高圧で電気の供給を受ける需要場所であること。

(ﾛ)　当該需要場所において分割接続供給を受ける契約者は，２契約者に限ること。

(ﾊ)　双方の契約者および需要者が，当該需要場所において，当社が分割接続供給を行なう旨の承諾をすること。

(ニ)　双方の契約者および需要者が，当社が契約者および需要者にあらかじめお知らせすることなく分割接続供給の実施に必要な契約者および需要者の情報を他の一方の契約者に対し提供する旨の承諾をすること。

（２）　発電契約者が発電量調整供給契約を希望される場合は，次の要件を満たしていただきます。

イ　発電契約者が発電量調整受電計画電力量に応じて電気を供給すること。

ロ　発電者が発電または放電する電気が当社が行なう託送供給に係るものであること。

ハ　発電者が電気設備を当社の供給設備に電気的に接続するにあたり，電気設備に関する技術基準，その他の法令等にしたがい，かつ，系統連系技術要件を遵守して，当社の供給設備の状況等を勘案して技術的に適当と認められる方法によって連系すること。

ニ　高圧または特別高圧で受電する場合は，発電契約者および発電者が当社からの給電指令にしたがうこと。

ホ　発電契約者が当社を代理して，発電者との間で，系統連系受電契約（発電量調整供給契約にもとづき締結する契約をいいます。）を締結すること。

ヘ　発電契約者が，原則として，18（料金）（３）に定める発電者に係る料金，延滞利息および契約超過金を，34（支払義務の発生および支払期日）（４）に定める期日までの間，当社に代わり，発電者から受領し，当社があらかじめ定める支払いに関する期日までに当社へ引き渡す業務を受託すること。

ト　発電契約者が，35（料金その他の支払方法）（３）ロの場合を除き，18（料金）（３）に定める発電者に係る料金，延滞利息および契約超過金の支払い業務を発電者から無償で受託すること。

チ　発電者が系統連系受電契約の変更を発電契約者に申し出た場合，発電契約者が発電量調整供給契約の変更として当社へ申し出ること。

リ　当社が発電者との系統連系受電契約を解約する場合，発電契約者が，当該発電者の発電場所に係る発電量調整供給契約が変更されることを承諾すること。

ヌ　発電契約者が，発電者にこの約款における発電者に関する事項を遵守させ，かつ，発電者がこの約款における発電者に関する事項を遵守する旨の承諾をすること。

ただし，当社と特定契約を締結する発電者（発電契約者が発電者との間で電力受給に関する契約を締結している場合を除きます。）および発電契約者と同一の者である発電者については，ホ，ヘ，ト，チおよびリの要件を除きます。

なお，当社は，発電契約者に対して，系統連系受電契約の締結または変更について，当社を代理する権利を付与いたします。

（３）　発電者が系統連系受電契約を希望される場合は，次の要件を満たしていただきます。

イ　新たに系統連系受電契約を希望される場合または当該契約の内容に変更が生じる場合，発電者が当該契約の締結または変更について当社を代理する発電契約者に対して申し出ること。

ロ　発電者が発電または放電する電気が当社が行なう託送供給に係るもの（当社との特定契約に係る電気を除きます。）であること。

ハ　発電者が電気設備を当社の供給設備に電気的に接続するにあたり，電気設備に関する技術基準，その他の法令等にしたがい，かつ，系統連系技術要件を遵守して，当社の供給設備の状況等を勘案して技術的に適当と認められる方法によって連系すること。

ニ　高圧または特別高圧で受電する場合は，発電者が当社からの給電指令にしたがうこと。

ホ　発電者が，原則として，18（料金）（３）に定める発電者に係る料金，延滞利息および契約超過金の支払い業務を発電契約者に委託すること。

ヘ　発電者が当該契約の消滅後に接続された電気を当社が無償で受電することについて承諾すること。

ただし，発電契約者と同一の者である発電者については，イおよびホの要件を除きます。

（４）　需要抑制契約者が需要抑制量調整供給契約を希望される場合は，次の要件を満たしていただきます。

イ　需要抑制契約者が特定卸供給を行なう事業を営む者で，次のいずれにも該当すること。

(ｲ)　需要者に対して，次のａおよびｂの事項を定めた需要抑制に関する計画を適時に策定し，当該計画にしたがって適切な需要抑制の指示を適時に出すことができること。

ａ　需要抑制量（１キロワットをこえる電気を抑制しようとするものに限ります。）

ｂ　需要抑制の実施頻度および時期

(ﾛ)　(ｲ)によってえられた100キロワットをこえる電気を供給しようとするものであること。

(ﾊ)　電気の安定かつ適正な供給を確保するための適切な需給管理体制および情報管理体制を確立し，実施および維持することができること。

(ﾆ)　需要者の保護の観点から適切な情報管理体制を確立し，実施および維持できること。

(ﾎ)　需要者と電力需給に関する契約等を締結している契約者が供給力を確保するよう，当該契約者と需要抑制契約者との間または当該契約者と需要者との間で適切な契約がなされていること。

ロ　需要抑制契約者が需要抑制量調整受電計画電力量に応じて電気を供給すること。

ハ　需要者に係る接続送電サービスまたは臨時接続送電サービスが電灯定額接続送電サービスまたは電灯臨時定額接続送電サービスもしくは動力臨時定額接続送電サービスでないこと。

ニ　需要抑制量調整受電電力量の算定上，需要場所が30（計量）（３）に該当しないこと。

ホ　需要抑制契約者が，需要者にこの約款における需要者に関する事項を遵守させ，かつ，需要者がこの約款における需要者に関する事項を遵守する旨の承諾をすること。

ヘ　当社が分割接続供給を行なう供給地点において，需要抑制契約者は，15（供給および契約の単位）（２）イ(ｲ)または(ﾛ)により分割接続供給を受ける契約者に係る接続送電サービスまたは臨時接続送電サービスにつ

いて需要抑制量調整供給契約を希望される場合は，他の一方の契約者に係る接続送電サービスまたは臨時接続送電サービスについてもあわせて需要抑制量調整供給契約を締結すること。

９　検討および契約の申込み

契約者が新たに接続供給契約もしくは振替供給契約を希望される場合，発電契約者が新たに発電量調整供給契約を希望される場合，発電者（当社と特定契約を締結する発電者〔発電契約者が発電者との間で電力受給に関する契約を締結している場合を除きます。〕を除きます。）が新たに系統連系受電契約を希望される場合または需要抑制契約者が新たに需要抑制量調整供給契約を希望される場合は，あらかじめこの約款を承認のうえ，次の手続きにより，契約者から託送供給の申込み，発電契約者から発電量調整供給の申込みまたは需要抑制契約者から需要抑制量調整供給の申込みをしていただきます。

なお，電圧または周波数の変動等によって損害を受けるおそれがある発電者または需要者は，無停電電源装置の設置等必要な措置を講じていただきます。また，発電者または需要者が保安等のために必要とする電気については，その容量を明らかにしていただき，21（予備送電サービス）の申込みまたは保安用の発電設備の設置，蓄電池装置の設置等必要な措置を講じていただきます。

（１）　受電側接続検討の申込み

イ　当社は，契約者または発電契約者から小売電気事業，一般送配電事業，特定送配電事業または自己等への電気の供給の用に供する電気を受電（原則として高圧または特別高圧で受電する場合に限ります。また，接続供給または振替供給の場合は，受電地点が会社間連系点のときに限ります。）するにあたり，供給設備の新たな施設または変更についての検討（以下「受電側接続検討」といいます。）をいたします。

なお，他の接続供給契約もしくは振替供給契約または発電量調整供給契約等により既に連系されている受電地点については，受電側接続検討を省略することがあります。

ロ　契約者または発電契約者は，接続供給契約（受電地点が会社間連系点

の場合に限ります。）もしくは振替供給契約（受電地点が会社間連系点の場合に限ります。）または発電量調整供給契約（発電者から電気を受電する場合に限ります。）の申込みに先だち，次の事項を明らかにして，当社所定の様式により，受電側接続検討の申込みをしていただきます。

(ｲ)　接続供給の場合

a　契約者の名称

b　代表契約者の名称（契約者が複数の場合に限ります。）

c　当該接続供給に必要となる当社以外の一般送配電事業者または配電事業者との振替供給契約等の内容または申込内容

d　接続受電電力の最大値および最小値

e　接続供給の開始希望日

(ﾛ)　振替供給の場合

a　契約者の名称

b　当該振替供給に必要となる当社以外の一般送配電事業者または配電事業者との振替供給契約等の内容または申込内容

c　振替供給に係る受電電力の最大値および最小値

d　供　給　地　点

e　振替供給の開始希望日

(ﾊ)　発電量調整供給の場合

a　発電契約者の名称

b　発電者の名称，発電場所および受電地点

c　発電設備等の発電・放電方式，発電・放電出力および系統安定上必要な仕様

d　発電量調整受電電力の最大値および最小値

e　受電地点における受電電圧

f　発電場所における負荷設備および受電設備

g　発電量調整供給の開始希望日

ﾊ　検討期間および調査料

(ｲ)　当社は，原則として受電側接続検討の申込みから３月以内に検討結果をお知らせいたします。

(ﾛ)　当社は，１受電地点１検討につき22万円を調査料として，受電側接続検討の申込み時に発電契約者から申し受けます。ただし，次の場合には，調査料を申し受けません。

ａ　検討を要しない場合

ｂ　受電側接続検討の回答後，他の発電契約者の契約の申込みにともなう連系予約（当該契約の申込みに係る発電設備等が送電系統へ連系されたものとして取り扱うことをいいます。）によって送電系統の状況が変化した場合等，受電側接続検討の前提となる事実関係に変動がある場合で，かつ，調査料を申し受けた受電側接続検討の回答日から１年以内に受け付けた受電側接続検討のとき。

（２）　供給側接続事前検討の申込み

イ　当社は，契約者が希望される場合に，契約者に小売電気事業，特定送配電事業または自己等への電気の供給の用に供する電気を供給するにあたり，工事の要否および工事が必要な場合の当該工事の種別についての検討（以下「供給側接続事前検討」といいます。）をいたします。

ロ　契約者は，次の事項を明らかにして，当社所定の様式により，供給側接続事前検討の申込みをしていただきます。この場合，契約者への情報開示に係る需要者の承諾書（当社所定の様式によります。）をあわせて提出していただくことがあります。また，分割接続供給を希望される場合は，あらかじめ双方の契約者で協議のうえ，申込みをしていただきます。

(ｲ)　需要者の名称，用途，需要場所（供給地点特定番号を含みます。）および供給地点

(ﾛ)　契約電力（分割接続供給を希望される場合は，１需要場所において使用できる最大電力〔キロワット〕といたします。），契約電流または契約容量

(ﾊ)　供給地点における供給電気方式および供給電圧

(ﾆ)　負荷設備または主開閉器

(ﾎ)　接続供給の開始希望日および使用期間

ハ　負荷設備，契約電力，契約電流または契約容量については，１年間を

通じての最大の負荷を基準として，契約者から申し出ていただきます。この場合，１年間を通じての最大の負荷を確認するため，必要に応じて接続供給の開始希望日以降１年間の接続供給電力の計画値を当社所定の様式により申し出ていただきます。

ニ　当社は，原則として供給側接続事前検討の申込みから２週間以内に検討結果をお知らせいたします。

（３）　需要抑制量調整供給事前検討の申込み

イ　当社は，需要抑制契約者が希望される場合に，特定卸供給の用に供する電気を受電するにあたり，工事の要否および工事が必要な場合の当該工事の種別についての検討（以下「需要抑制量調整供給事前検討」といいます。）をいたします。

ロ　需要抑制契約者は，次の事項を明らかにして，当社所定の様式により，需要抑制量調整供給事前検討の申込みをしていただきます。この場合，需要抑制契約者への情報開示に係る需要者の承諾書（当社所定の様式によります。）をあわせて提出していただくことがあります。

(ｲ)　需要抑制契約者の名称

(ﾛ)　需要者の名称，需要場所（供給地点特定番号を含みます。）

(ﾊ)　需要抑制量調整供給の開始希望日

ハ　当社は，原則として需要抑制量調整供給事前検討の申込みから２週間以内に検討結果をお知らせいたします。

（４）　契約の申込み

契約者は，（１）ロ(ｲ)または(ﾛ)の事項およびイまたはロの事項を，発電契約者は，（１）ロ(ﾊ)の事項およびハの事項を，需要抑制契約者は，ニの事項を明らかにして，当社所定の様式により，接続供給契約，振替供給契約，発電量調整供給契約，系統連系受電契約または需要抑制量調整供給契約の申込みをしていただきます。この場合，８（契約の要件）（１）ヘおよび接続供給の実施に必要な需要者の情報を当社が契約者に対し提供することに関する需要者の契約者に対する承諾書の写し，８（契約の要件）（２）ホに定める要件を満たすことを証明する文書および８（契約の要件）（２）ヌに定める発電者の発電契約者に対する承諾書の写しまたは８（契約の要

件）（４）ホおよび需要抑制量調整供給の実施に必要な需要者の情報を当社が需要抑制契約者に対し提供することに関する需要者の需要抑制契約者に対する承諾書の写しをあわせて提出していただきます。ただし，発電契約者と発電者との間で締結する電力受給に関する契約等において，発電者が系統連系受電契約の締結について合意していることおよび発電者がこの約款に関する事項を遵守することを承諾していることが明らかな場合，契約者と需要者との間で締結する電力需給に関する契約等において，需要者がこの約款に関する事項を遵守することおよび接続供給の実施に必要な需要者の情報を，当社が契約者に対し提供することを承諾していることが明らかな場合または需要抑制契約者と需要者との間で締結する需要抑制に関する契約等において，需要者がこの約款に関する事項を遵守することおよび需要抑制量調整供給の実施に必要な需要者の情報を，当社が需要抑制契約者に対し提供することを承諾していることが明らかな場合で，当社が当該文書および承諾書の提出を不要と判断するときは，当該文書および承諾書の提出を省略することができるものといたします。

なお，自己等への電気の供給の用に供するための接続供給契約または振替供給契約を希望される場合は，８（契約の要件）（１）リに定める要件を満たすことを証明する文書をあわせて提出していただきます。この場合，当社は，必要に応じて，所管の官庁にこの要件を満たすことの確認を行ないます。

また，発電量調整供給契約を希望される場合で，電力広域的運営推進機関送配電等業務指針に定める保証金（以下「系統連系保証金」といい，その金額は電力広域的運営推進機関業務規程に定める方法により算定いたします。）を要するときは，系統連系保証金をお支払いいただき，かつ，電源接続案件一括検討プロセスにもとづき工事費負担金補償金を定めるときは，当社と工事費負担金の補償に関する契約を締結のうえ，（１）の申込みに対する当社の回答日から１年以内（電源接続案件一括検討プロセスにもとづき申込みをされる場合および海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律〔以下「再エネ海域利用法」といいます。〕第13条第２項第10号に規定する選定事業者〔以下「選定事業者」

といいます。〕を発電者として申込みをされる場合を除きます。）に申込みをしていただくものとし，需要抑制量調整供給契約を希望される場合は，８（契約の要件）（４）イに定める要件を満たすことを証明する文書を提出していただきます。

イ　接続供給の場合

(ｲ)　需要者の名称，用途，需要場所（供給地点特定番号を含みます。）および供給地点

(ﾛ)　供給地点における供給電気方式および供給電圧

(ﾊ)　需要場所における負荷設備，主開閉器，受電設備および発電設備等

(ﾆ)　契約電力（分割接続供給を希望される場合は，申込みをされる契約者に係る契約電力といたします。），契約電流または契約容量

(ﾎ)　契約受電電力

(ﾍ)　希望される接続送電サービス，臨時接続送電サービスまたは予備送電サービスの種別（分割接続供給を希望される場合は，申込みをされる契約者に係る接続送電サービス，臨時接続送電サービスまたは予備送電サービスの種別といたします。）

(ﾄ)　接続受電電力の計画値および接続供給電力の計画値

(ﾁ)　電気の調達先となる契約者，発電契約者または需要抑制契約者の名称および調達量の計画値

(ﾘ)　電気の販売先となる契約者，発電契約者または需要抑制契約者の名称および販売量の計画値

(ﾇ)　連　絡　体　制

(ﾙ)　20（臨時接続送電サービス）を希望される場合には，契約使用期間（分割接続供給を希望される場合は，申込みをされる契約者に係る契約使用期間といたします。）

(ﾇ)　分割接続供給を希望される場合，次の事項（あらかじめ双方の契約者で協議のうえ，申込みをしていただきます。）

ａ　15（供給および契約の単位）（２）イまたはロのうち希望される分割接続供給の形態

ｂ　15（供給および契約の単位）（２）イにより当社が分割接続供給を

行なう場合，それぞれの契約者への分割接続供給の形態

c　15（供給および契約の単位）（２）イ(ｲ)により当社が分割接続供給を行なう場合，契約者があらかじめ定めた30分ごとの電力量（以下「通告電力量」といいます。）を当社に通知する契約者

d　15（供給および契約の単位）（２）ロにより当社が分割接続供給を行なう場合，それぞれの契約者へ分割接続供給する時間帯（以下「供給時間帯」といいます。）および分割接続供給に係る料金その他の調整先となる契約者

e　分割接続供給に係る料金その他の調整に使用する，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービス契約電力および接続送電サービスの種別

f　臨時接続送電サービスを希望される場合は，分割接続供給に係る料金その他の調整に使用する，１供給地点につき，１臨時接続送電サービスを適用したときの臨時接続送電サービス契約電力および臨時接続送電サービスの種別

g　予備送電サービスを希望される場合は，分割接続供給に係る料金その他の調整に使用する，１供給地点につき，１予備送電サービスを適用したときの予備送電サービス契約電力および予備送電サービスの種別

また，負荷設備，契約電力，契約電流または契約容量については，１年間を通じての最大の負荷を基準として，契約者から申し出ていただきます。この場合，１年間を通じての最大の負荷を確認するため，必要に応じて接続供給の開始希望日以降１年間の接続供給電力の計画値を当社所定の様式により申し出ていただきます。

ロ　振替供給の場合

(ｲ)　連　絡　体　制

(ﾛ)　当社が小売電気事業，一般送配電事業，特定送配電事業または自己等への電気の供給の用に供する電気を振替供給する場合には，当該振替供給に係る当社以外の一般送配電事業者または配電事業者との接続供給契約等の内容または申込内容

ハ　発電量調整供給の場合

(ｲ)　発電場所の受電地点特定番号および発電設備等に係る供給地点の供給地点特定番号

(ﾛ)　契約受電電力および同時最大受電電力

(ﾊ)　発電量調整受電計画電力

(ﾆ)　電気の調達先となる契約者，発電契約者または需要抑制契約者の名称および調達量の計画値

(ﾎ)　電気の販売先となる契約者，発電契約者または需要抑制契約者の名称および販売量の計画値

(ﾍ)　連　絡　体　制

ニ　需要抑制量調整供給の場合

(ｲ)　需要抑制契約者の名称

(ﾛ)　需要抑制量調整受電計画電力

(ﾊ)　需要抑制を行なう場合の30分ごとの需要抑制量調整受電計画電力量に対応する，需要抑制の予定電力量（１ベースラインに係る需要場所を複数とする場合で，当該ベースラインにもとづく需要抑制量調整受電計画電力量を設定するときは，需要場所ごとの需要抑制量調整供給に係る需要抑制の予定電力量といたします。）の最小値

(ﾆ)　需要抑制を行なう場合の30分ごとの販売計画の最小値

(ﾎ)　需要者の名称および需要場所（供給地点特定番号を含みます。）

(ﾍ)　需要者と電力需給に関する契約等を締結している契約者の名称

(ﾄ)　需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量および需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量の算定方法となる31（電力および電力量の算定）(14)イまたはロ

(ﾁ)　電気の調達先となる契約者，発電契約者または需要抑制契約者の名称および調達量の計画値

(ﾘ)　電気の販売先となる契約者，発電契約者または需要抑制契約者の名称および販売量の計画値

(ﾇ)　需要抑制量調整供給の開始希望日

(ﾙ)　連　絡　体　制

なお，需要抑制バランシンググループごとの(ト)の算定方法となる31（電力および電力量の算定）(14)イまたはロのいずれかの適用を開始した後１年間は同一の算定方法の適用を継続していただくものといたします。

（５） 当社は，接続供給契約（受電地点〔会社間連系点の場合に限ります。〕に係る事項に限ります。）または振替供給契約について，当日等の利用分および翌日等の利用分に限り，（４）に定める様式以外で当社が指定した方法により契約者に申込みをしていただくことがあります。また，当社は，受給契約等にもとづく連系線の利用に係る事項（当社以外の一般送配電事業者の連系線の利用に係る事項を含みます。）について，当社が指定した方法により契約者に提出していただくことがあります。この場合，当該申込み方法による申込みに係る託送供給の実施または受給契約等にもとづく連系線の利用に係る事項の提出にともなって必要となる事項に関する契約（以下「契約者に係る基本契約」といいます。）を当社とあらかじめ締結していただきます。

なお，契約者に係る基本契約の契約期間は，契約者と当社との協議がととのった日から１年間とし，契約期間満了に先だって契約内容に変更がない場合は，契約期間満了後も１年ごとに同一条件で継続されるものといたします。

また，契約者に係る基本契約で定める事項について，基本契約書を作成いたします。

（６） 当社は，受給契約等にもとづく連系線の利用に係る事項（当社以外の一般送配電事業者の連系線の利用に係る事項を含みます。）について，当社が指定した方法により発電契約者に提出していただくことがあります。この場合，受給契約等にもとづく連系線の利用に係る事項の提出にともなって必要となる事項に関する契約（以下「発電契約者に係る基本契約」といいます。）を当社とあらかじめ締結していただきます。

なお，発電契約者に係る基本契約の契約期間は，発電契約者と当社との協議がととのった日から１年間とし，契約期間満了に先だって契約内容に変更がない場合は，契約期間満了後も１年ごとに同一条件で継続されるも

のといたします。

また，発電契約者に係る基本契約で定める事項について，基本契約書を作成いたします。

（７） 当社は，受給契約等にもとづく連系線の利用に係る事項（当社以外の一般送配電事業者の連系線の利用に係る事項を含みます。）について，当社が指定した方法により需要抑制契約者に提出していただくことがあります。この場合，受給契約等にもとづく連系線の利用に係る事項の提出にともなって必要となる事項に関する契約（以下「需要抑制契約者に係る基本契約」といいます。）を当社とあらかじめ締結していただきます。

なお，需要抑制契約者に係る基本契約の契約期間は，需要抑制契約者と当社との協議がととのった日から１年間とし，契約期間満了に先だって契約内容に変更がない場合は，契約期間満了後も１年ごとに同一条件で継続されるものといたします。

また，需要抑制契約者に係る基本契約で定める事項について，基本契約書を作成いたします。

10 契約の成立および契約期間

（１） 接続供給契約は，接続供給契約の申込みを当社が承諾したときに，振替供給契約は，振替供給契約の申込みを当社が承諾したときに，発電量調整供給契約は，発電量調整供給契約の申込みを当社が承諾したときに，系統連系受電契約は，系統連系受電契約の申込みを当社が承諾したときに，需要抑制量調整供給契約は，需要抑制量調整供給契約の申込みを当社が承諾したときに，それぞれ成立いたします。

（２） 契約期間は，次によります。

イ 接続供給の場合

(ｲ) 契約期間は，20（臨時接続送電サービス）を利用される場合を除き，接続供給契約が成立した日から，料金適用開始の日以降１年目の日までといたします。

(ﾛ) 契約期間満了に先だって接続供給契約の消滅または変更がない場合は，接続供給契約は，契約期間満了後も１年ごとに同一条件で継続さ

れるものといたします。

(ハ)　20（臨時接続送電サービス）を利用される場合の契約期間は，接続供給契約が成立した日から，あらかじめ定めた契約使用期間満了の日までといたします。

ロ　発電量調整供給の場合

(イ)　契約期間は，発電設備等に係る供給地点において20（臨時接続送電サービス）が適用されている場合等特別の事情がある場合を除き，発電量調整供給契約または系統連系受電契約が成立した日から，料金適用開始の日以降１年目の日までといたします。

(ロ)　契約期間満了に先だって発電量調整供給契約または系統連系受電契約の消滅または変更がない場合は，発電量調整供給契約または系統連系受電契約は，契約期間満了後も１年ごとに同一条件で継続されるものといたします。

(ハ)　契約期間は，発電設備等に係る供給地点において20（臨時接続送電サービス）が適用されている場合等特別の事情がある場合，発電量調整供給契約または系統連系受電契約が成立した日から，発電契約者または発電者と当社との協議により定めた日までといたします。

ハ　振替供給または需要抑制量調整供給の場合

契約期間は，振替供給契約または需要抑制量調整供給契約が成立した日から，契約者または需要抑制契約者の申込みにもとづき，契約者または需要抑制契約者と当社との協議により定めた日までといたします。ただし，特別の事情がない限り，契約期間は，振替供給または需要抑制量調整供給の開始日から起算して１年未満とならないものといたします。

11　託送供給等の開始

（１）　当社は，接続供給契約，振替供給契約，発電量調整供給契約，系統連系受電契約または需要抑制量調整供給契約の申込みを承諾したときには，契約者，発電契約者または需要抑制契約者と協議のうえ託送供給または電力量調整供給の開始日を定め，供給準備その他必要な手続きを経たのち，すみやかに託送供給または電力量調整供給を開始いたします。

（２） 当社は，天候，用地交渉，停電交渉等の事情によるやむをえない理由によって，あらかじめ定めた託送供給または電力量調整供給の開始日に託送供給または電力量調整供給ができないことが明らかになった場合には，その理由を契約者，発電契約者または需要抑制契約者にお知らせし，あらためて契約者，発電契約者または需要抑制契約者と協議のうえ，託送供給または電力量調整供給の開始日を定めて託送供給または電力量調整供給を開始いたします。

12 供給準備その他必要な手続きのための協力

契約者，発電契約者，需要抑制契約者，発電者または需要者は，当該託送供給または電力量調整供給の実施にともない当社が施設または所有する供給設備の工事および維持のために必要な用地の確保等について協力していただきます。

13 電気方式，電圧および周波数

（１） 受電電気方式は，受電電圧に応じて，次のとおりといたします。

受電電圧	低圧	交流単相２線式，交流単相３線式または交流３相３線式
	高圧または特別高圧	交流３相３線式

（２） 供給電気方式は，供給電圧および接続送電サービス，臨時接続送電サービスまたは予備送電サービスに応じて，Ⅲ（料金）の各項に定めるところによります。

（３） 受電電圧は，会社間連系点を受電地点とする場合を除き，原則として，受電地点（１建物内の２以上の発電場所から共同引込線〔２以上の発電場所または需要場所に対して１引込みにより電気を受電または供給するための引込線をいいます。〕による１引込みで電気を受電する場合の受電地点は，発電場所ごとに異なる地点とみなします。）における契約受電電力（発電場所における発電設備等，受電設備および負荷設備等を基準として，発電契約者と当社との協議により受電地点ごとに定めます。）に応じて，次のとおりといたします。

契　約　受　電　電　力	50キロワット未満	標準電圧　　100ボルト または200ボルト
	50キロワット以上 2,000キロワット未満	標準電圧　6,000ボルト
	2,000キロワット以上 10,000キロワット未満	標準電圧　20,000ボルト
	10,000キロワット以上 50,000キロワット未満	標準電圧　60,000ボルト
	50,000キロワット以上	標準電圧 140,000ボルト

（４）　供給電圧は，会社間連系点を供給地点とする場合を除き，接続送電サービス，臨時接続送電サービスまたは予備送電サービスに応じて，Ⅲ（料金）の各項に定めるところによります。

ただし，接続送電サービス契約電力が500キロワット未満である場合（契約者が新たに供給地点への接続供給を開始される場合または需要場所における受電設備を変更される場合等に限ります。）は，別表１（契約設備電力の算定）により定めた供給地点（１建物内の２以上の需要場所に共同引込線による１引込みで電気を供給する場合の供給地点は，需要場所ごとに異なる地点とみなします。）における契約設備電力に応じて次のとおりといたします。

契　約　設　備　電　力	50キロワット未満	標準電圧　　100ボルト または200ボルト
	50キロワット以上	標準電圧　6,000ボルト

なお，１需要場所において，電灯標準接続送電サービス，電灯時間帯別接続送電サービスまたは電灯従量接続送電サービスと動力標準接続送電サービス，動力時間帯別接続送電サービスまたは動力従量接続送電サービスとをあわせて契約する場合，契約設備電力の合計が50キロワット未満となるときの供給電圧は原則として標準電圧100ボルトまたは200ボルトとし，契約設備電力の合計が50キロワット以上となるときの供給電圧は原則として標準電圧6,000ボルトといたします。ただし，契約者が希望され，かつ，電気の使用状態，当社の供給設備の状況等から当社が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは，契約設備電力の合計が50キロワット以上であっても，標準電圧100ボルトまたは200ボルトとすることがあります。この場合，当社は，需要者の土地または建物に変圧器等の供給

設備を施設することがあります。

（５） 受電電圧については発電者に，供給電圧については需要者に特別の事情がある場合または当社の供給設備の都合でやむをえない場合には，（３）または（４）に定める当該標準電圧より上位または下位の電圧で，受電または供給することがあります。

（６） 周波数は，標準周波数50ヘルツといたします。ただし，中部電力パワーグリッド株式会社との会社間連系点を供給地点とする場合には，当社は，周波数変換設備を使用して標準周波数60ヘルツで供給いたします。

14 発電場所および需要場所

（１） 当社は，原則として，１構内をなすものは１構内を１発電場所または１需要場所とし，これによりがたい場合には，イおよびロによります。

なお，１構内をなすものとは，さく，へい等によって区切られ公衆が自由に出入りできない区域であって，原則として区域内の各建物が同一会計主体に属するものをいいます。ただし，複数の発電設備等を隣接した構内に設置する場合は，正当な理由がない限り，１構内をなすものとみなします。

イ 当社は，１建物をなすものは１建物を１発電場所または１需要場所とし，これによりがたい場合には，ロによります。

なお，１建物をなすものとは，独立した１建物をいいます。ただし，複数の建物であっても，それぞれが地上または地下において連結され，かつ，各建物の所有者および使用者が同一のとき等建物としての一体性を有していると認められる場合は，１建物をなすものとみなします。また，看板灯，庭園灯，門灯等建物に付属した屋外電灯は，建物と同一の発電場所または需要場所といたします。

ロ 構内または建物の特殊な場合には，次によります。

(ｲ) 居住用の建物の場合

１建物に会計主体の異なる部分がある場合で，次のいずれにも該当するときは，各部分をそれぞれ１発電場所または１需要場所とすることができます。この場合には，共用する部分を原則として１発電場所

または１需要場所といたします。

ａ　各部分の間が固定的な隔壁または扉で明確に区分されていること。

ｂ　各部分の屋内配線設備が相互に分離して施設されていること。

ｃ　各部分が世帯単位の居住に必要な機能（炊事のための設備等）を有すること。

(ﾛ)　居住用以外の建物の場合

１建物に会計主体の異なる部分がある場合で，各部分の間が固定的な隔壁で明確に区分され，かつ，共用する部分がないときまたは各部分の所有者が異なるときは，各部分をそれぞれ１発電場所または１需要場所とすることができます。この場合には，共用する部分を原則として１発電場所または１需要場所といたします。

(ﾊ)　居住用部分と居住用以外の部分からなる建物の場合

１建物に居住用部分と居住用以外の部分がある場合は，(ﾛ)に準ずるものといたします。ただし，アパートと店舗からなる建物等居住用部分と居住用以外の部分の間が固定的な隔壁で明確に区分されている建物の場合は，居住用部分に限り(ｲ)に準ずるものといたします。

（２）　隣接する複数の構内の場合で，それぞれの構内において営む事業の相互の関連性が高いときは，（１）にかかわらず，その隣接する複数の構内を１発電場所または１需要場所とすることがあります。

（３）　道路その他公共の用に供せられる土地（（１）に定める構内または（２）に定める隣接する複数の構内を除きます。）において，街路灯等が設置されている場合は，その設置されている場所を１発電場所または１需要場所といたします。

（４）　（１）に定める１構内，（１）イに定める１建物，（２）に定める隣接する複数の構内または（３）に定める設置されている場所（以下「原需要場所等」といいます。）において，災害による被害を防ぐための措置，温室効果ガス等の排出の抑制等のための措置，または電気工作物の設置および運用の合理化のための措置その他の電気の使用者の利益に資する措置にともない必要な設備を新たに使用する際に，当該設備が施設された区域または部分（以下「特例区域等」といいます。）の契約者または発電契約者からの申

出がある場合で，次のいずれにも該当するときは，（１），（２）または（３）にかかわらず，特例区域等を１発電場所または１需要場所といたします。

イ　次の事項について，原需要場所等から特例区域等を除いた区域または部分（以下「非特例区域等」といいます。）の発電者または需要者の承諾をえていること。

(ｲ)　非特例区域等について，（１），（２）または（３）に準じて発電場所または需要場所を定めること。

(ﾛ)　当社が特例区域等における業務を実施するため，43（発電場所および需要場所への立入りによる業務の実施）に準じて，非特例区域等の発電者または需要者の土地または建物に立ち入らせていただく場合には，正当な理由がない限り，立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただくこと。

ロ　特例区域等と非特例区域等の間が外観上区分されていること。

ハ　特例区域等と非特例区域等の配線設備が相互に分離して施設されていること。

ニ　当社が非特例区域等における業務を実施するため，43（発電場所および需要場所への立入りによる業務の実施）に準じて，特例区域等の発電者または需要者の土地または建物に立ち入らせていただく場合には，正当な理由がない限り，立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただくこと。

ホ　特例区域等を１発電場所または１需要場所とすることが社会的経済的事情に照らし不適当でなく，他の電気の使用者の利益を著しく阻害するおそれがないこと。

15　供給および契約の単位

（１）　当社は，次の場合を除き，１需要場所について１接続送電サービスまたは１臨時接続送電サービスを適用し，１電気方式，１引込みおよび１計量をもって託送供給を行ない，１発電場所について１系統連系受電サービスを適用（当社が特定契約を締結している場合〔発電契約者が発電者との間で電力受給に関する契約を締結している場合を除きます。〕を除きます。）

し，１電気方式，１引込みおよび１計量をもって発電量調整供給を行ないます。

イ　１需要場所につき，(ｲ)および(ﾛ)の２臨時接続送電サービスをあわせて契約する場合，または，次の１臨時接続送電サービス（(ｲ)および(ﾛ)の２臨時接続送電サービスをあわせて契約する場合またはへの場合は，２臨時接続送電サービスといたします。）とこれ以外の１接続送電サービス（ロまたはへの場合は，２接続送電サービスといたします。）とをあわせて契約する場合

(ｲ)　電灯臨時定額接続送電サービスおよび電灯臨時接続送電サービスのうちの１臨時接続送電サービス

(ﾛ)　動力臨時定額接続送電サービスおよび動力臨時接続送電サービスのうちの１臨時接続送電サービス

(ﾊ)　高圧臨時接続送電サービス

(ﾆ)　特別高圧臨時接続送電サービス

ロ　電灯または小型機器と動力とをあわせて使用する需要者に供給する場合で，次の２接続送電サービスをあわせて契約する場合

(ｲ)　電灯定額接続送電サービス，電灯標準接続送電サービス，電灯時間帯別接続送電サービスおよび電灯従量接続送電サービスのうちの１接続送電サービス

(ﾛ)　動力標準接続送電サービス，動力時間帯別接続送電サービスおよび動力従量接続送電サービスのうちの１接続送電サービス

ハ　共同引込線による引込みで託送供給または発電量調整供給を行なう場合

ニ　予備送電サービスをあわせて契約する場合

ホ　災害による被害を防ぐための措置，温室効果ガス等の排出の抑制等のための措置，または電気工作物の設置および運用の合理化のための措置その他の電気の使用者の利益に資する措置にともない，契約者または発電契約者からの申出がある場合で，当社が技術上，保安上適当と認めたとき。

ヘ　(２)イまたはロにより当社が分割接続供給を行なう場合

ト　その他技術上，経済上やむをえない場合等特別の事情がある場合

（２）　接続供給の場合，当社は，あらかじめ定めた発電契約者または電力広域的運営推進機関が定めた発電契約者および需要場所について，１接続供給契約を結び，１需要バランシンググループを設定いたします。この場合，それぞれの需要場所は原則として１接続供給契約に属するものとし，また，当社は，原則として，１契約者に対して１接続供給契約を結びます。

なお，電気鉄道の場合で，負荷が移動するために同一送電系統に属する２以上の供給地点において常時電気の供給を受ける契約者が希望されるときは，その料金その他の供給条件について複数供給地点を１供給地点とみなすことがあります。

また，当社は，分割接続供給の場合，１需要場所につき，２契約者にそれぞれ１接続供給契約を適用し，原則として２接続送電サービスまたは２臨時接続送電サービスを適用のうえ，１電気方式，１引込みおよび１計量をもって次のいずれかの形態で分割接続供給を行ないます。

イ　当社が，１需要場所において，あらかじめ定めた量の電気の供給を行なう契約者（以下「非需要追随供給者」といいます。）およびそれ以外の電気の供給を行なう契約者（以下「需要追随供給者」といいます。）に分割接続供給を行なう形態

なお，非需要追随供給者への分割接続供給は，次のいずれかの方法で行ないます。

(ｲ)　当社が，通告電力量に応じて分割接続供給を行なう方法

(ﾛ)　当社が，すべての時間帯において，一定の電力量（原則として，19〔接続送電サービス〕（２）イ(ﾍ) a，ロまたは20〔臨時接続送電サービス〕（２）ロの非需要追随供給者に係る接続送電サービス契約電力または臨時接続送電サービス契約電力の値を２で除した値をいいます。以下「ベース電力量」といいます。）で分割接続供給を行なう方法

ロ　当社が，１需要場所において，供給時間帯ごとに，それぞれの契約者に分割接続供給を行なう形態

（３）　振替供給の場合，当社は，原則として，あらかじめ定めた発電契約者または電力広域的運営推進機関が定めた発電契約者（発電契約者が複数ある

場合は，同一の一般送配電事業者または同一の配電事業者と発電量調整供給契約を締結するものといたします。）および１供給地点（当社以外の一般送配電事業者または配電事業者との接続供給契約ごとに１供給地点とみなします。）について，１振替供給契約を結びます。

（４） 発電量調整供給の場合，当社は，原則として，あらかじめ定めた発電場所（発電場所が複数ある場合は，同一の一般送配電事業者の供給設備に接続するものといたします。）および発電バランシンググループについて，１発電量調整供給契約を結びます。また，当社は，当社が特定契約を締結している場合（発電契約者が発電者との間で電力受給に関する契約を締結している場合を除きます。）を除き，原則として，あらかじめ定めた発電場所について，１系統連系受電契約を結びます。

なお，低圧の受電地点に係る発電場所および当社または当社の供給区域で事業を営む配電事業者が指定する系統運用上必要な調整機能を有する発電設備等であって別途当社または当社の供給区域で事業を営む配電事業者と調整に関する契約を締結する設備（極短周期成分に対応する周波数制御用の調整機能のみを提供する場合を除きます。以下「調整電源」といいます。）に該当する発電場所は，原則として１発電バランシンググループに属するものといたします。この場合，調整電源に該当する発電場所は，原則として発電場所ごとに発電バランシンググループを設定していただきます。

また，再生可能エネルギー発電設備（再生可能エネルギー特別措置法第２条第２項に定める再生可能エネルギー発電設備をいいます。ただし，特定契約により再生可能エネルギー電気を供給する事業に係る発電設備等に限ります。）の受電地点に係る発電場所が発電バランシンググループに含まれる場合は，次のとおりといたします。

イ　附則５（発電量調整供給契約についての特別措置［再生可能エネルギー発電設備］）（５）または（６）に該当する場合で，インバランスリスク単価（再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則〔以下「再生可能エネルギー特別措置法施行規則」といいます。〕に定めるインバランスリスクに係る単価をいいます。）が異なる再生可

能エネルギー発電設備をあわせて使用されるときは，同一の特定契約に係って受電する電気のみに係る発電バランシンググループ（以下「特例発電バランシンググループ」といいます。）に含まれる再生可能エネルギー発電設備に適用されるインバランスリスク単価が同一となるように特例発電バランシンググループを設定していただきます。

ロ　附則５（発電量調整供給契約についての特別措置［再生可能エネルギー発電設備］）（５）の適用を受ける再生可能エネルギー発電設備の受電地点に係る発電場所は，原則として発電量調整受電計画差対応補給電力料金単価等が異なる複数のバランシンググループに属することはできないものといたします。

ハ　当社または特定送配電事業者の再生可能エネルギー電気卸供給約款にもとづき指定した再生可能エネルギー発電設備から電気を調達する場合，当社または特定送配電事業者の再生可能エネルギー電気卸供給約款にもとづき指定した再生可能エネルギー発電設備とそれ以外の再生可能エネルギー発電設備とが共に含まれないように発電バランシンググループを設定していただきます。この場合，再生可能エネルギー電気卸供給約款に係る発電場所は，１発電量調整供給契約に属するものといたします。

（５）　需要抑制量調整供給の場合，当社は，原則として，あらかじめ定めた需要場所（ただし，需要場所が複数ある場合は，同一の一般送配電事業者の供給設備に接続するものといたします。また，分割接続供給の場合は，当該需要場所に係る接続供給契約といたします。）および需要抑制バランシンググループについて，１需要抑制量調整供給契約を結びます。

なお，低圧で電気の供給を受ける需要場所および当社または当社の供給区域で事業を営む配電事業者が指定する系統安定上必要な調整機能を有する負荷設備であって別途当社または当社の供給区域で事業を営む配電事業者と調整に関する契約を締結する設備（極短周期成分に対応する周波数制御用の調整機能のみを提供する場合を除きます。以下「調整負荷」といいます。）に該当する需要場所は，１需要抑制バランシンググループに属するものといたします。

また，需要抑制契約者が１需要抑制バランシンググループに係る需要場

所を複数とすることを希望される場合は，需要者と電力需給に関する契約等を締結している契約者が同一で，かつ，需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量および需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量の算定方法となる31（電力および電力量の算定）(14)イまたはロが同一となるように需要抑制バランシンググループを設定していただきます。この場合，当該需要場所は複数の需要抑制バランシンググループに属することはできないものといたします。

16 承 諾 の 限 界

当社は，法令，電気の需給状況，供給設備の状況，用地事情ならびに料金，この約款によって支払いを要することとなった料金以外の債務（延滞利息，保証金，契約超過金，違約金，工事費負担金その他この約款から生ずる金銭債務〔以下「料金以外の債務」といいます。〕といたします。）および当社と締結する他の契約にもとづく料金等の金銭債務の支払状況その他によってやむをえない場合には，接続供給契約，振替供給契約，発電量調整供給契約，系統連系受電契約または需要抑制量調整供給契約の申込みの全部または一部をお断りすることがあります。この場合は，その理由を契約者，発電契約者，発電者または需要抑制契約者にお知らせいたします。

17 契 約 書 の 作 成

当社は，契約者，発電契約者または需要抑制契約者との間で，原則として託送供給または電力量調整供給の開始前に，託送供給または電力量調整供給に関する必要な事項について，契約書を作成いたします。

Ⅲ 料　　金

18 料　　金

料金は，次のとおりといたします。

（１） 契約者に係る料金

イ　契約者に係る料金は，ロによって算定された日程等別料金，24（接続対象計画差対応電力）によって算定された接続対象計画差対応補給電力料金および接続対象計画差対応余剰電力料金ならびに26（給電指令時補給電力）（１）によって算定された給電指令時補給電力料金といたします。

ロ　日程等別料金は，19（接続送電サービス）によって算定された接続送電サービス料金，20（臨時接続送電サービス）によって算定された臨時接続送電サービス料金および21（予備送電サービス）によって算定された予備送電サービス料金（以下「送電サービス料金」といいます。ただし，分割接続供給の場合は，33（料金の算定）(10)，(11)または(12)にもとづき料金の調整を行ないます。）のうち，(ｲ)，(ﾛ)，(ﾊ)，(ﾆ)，(ﾎ)，(ﾍ)または(ﾄ)に定める日が同一となるもの（この場合，当該同一となる日を以下「供給側料金算定日」といいます。）を合計して算定いたします。

(ｲ) 検　　針　　日

(ﾛ) 電灯定額接続送電サービス，電灯臨時定額接続送電サービスおよび動力臨時定額接続送電サービス（以下「定額接続送電サービス」といいます。）の場合または31（電力および電力量の算定）(27)の場合，その供給地点の属する検針区域の検針日

(ﾊ) 電灯臨時定額接続送電サービスまたは動力臨時定額接続送電サービスで応当日（その供給地点を新たに設定した日に対応する日をいいます。）にもとづき料金算定期間を定める場合，応当日

(ﾆ) 28（検針日）（５）の場合，実際に検針を行なった日

(ﾎ) 契約者が供給地点を消滅させる場合，消滅日（特別の事情があり，その供給地点の消滅日以降に計量値の確認を行なった場合は，その日

といたします。）

(ﾍ)　31（電力および電力量の算定）(31)の場合，電力量または最大需要電力等が協議によって定められた日

(ﾄ)　当社が分割接続供給を行なう供給地点において，いずれかの契約者に係る接続供給契約が消滅した場合，消滅日（特別の事情があり，その接続供給契約の消滅日以降に計量値の確認を行なった場合は，その日といたします。）

（２）　発電契約者に係る料金

発電契約者に係る料金は，23（発電量調整受電計画差対応電力）によって算定された発電量調整受電計画差対応補給電力料金および発電量調整受電計画差対応余剰電力料金ならびに26（給電指令時補給電力）（２）によって算定された給電指令時補給電力料金といたします。

（３）　発電者に係る料金

イ　発電者に係る料金は，ロによって算定された系統連系受電サービス料金といたします。

ロ　系統連系受電サービス料金は，22（系統連系受電サービス）によって，(ｲ)，(ﾛ)，(ﾊ)または(ﾆ)に定める日（以下「受電側料金算定日」といいます。）に算定いたします。

(ｲ)　検　　針　　日

(ﾛ)　28（検針日）（５）の場合，実際に検針を行なった日

(ﾊ)　発電契約者が受電地点を消滅させる場合，消滅日（特別の事情があり，その受電地点の消滅日以降に計量値の確認を行なった場合は，その日といたします。）

(ﾆ)　31（電力および電力量の算定）(31)の場合，電力量または最大連系電力等が協議によって定められた日

ただし，その１月の発電設備等に係る供給地点における供給側料金算定日が受電側料金算定日の翌日以降となる場合は供給側料金算定日を受電側料金算定日といたします。

（４）　需要抑制契約者に係る料金

需要抑制契約者に係る料金は，25（需要抑制量調整受電計画差対応電力）

によって算定された需要抑制量調整受電計画差対応補給電力料金および需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力料金といたします。

19　接続送電サービス

（1）　適　用　範　囲

小売電気事業，特定送配電事業または自己等への電気の供給の用に供する電気に適用いたします。

（2）　接続送電サービス契約電力等

電灯定額接続送電サービスの適用を受ける場合を除き，接続送電サービス契約電力，接続送電サービス契約電流または接続送電サービス契約容量は，次によって供給地点ごとに定めます。

なお，分割接続供給の場合は，それぞれの契約者に係る接続送電サービス契約電力とあわせて，33（料金の算定）(10)にもとづき料金の調整を行なうために，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用したときの接続送電サービス契約電力を定めます。

イ　低圧で供給する場合，または高圧で供給する場合で，接続送電サービス契約電力（分割接続供給の場合は，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用したときの接続送電サービス契約電力といたします。）が500キロワット未満となるとき。

(ｲ)　各月の接続送電サービス契約電力は，次の場合を除き，その１月の最大需要電力等と前11月（低圧で供給する場合で，特別の事情があるときは，前11月以内で契約者と当社との協議により定めた期間とすることがあります。）の最大需要電力等のうち，いずれか大きい値といたします。

ａ　新たに接続送電サービスを使用される場合は，料金適用開始の日以降12月の期間の各月の接続送電サービス契約電力は，その１月の最大需要電力等と料金適用開始の日から前月まで（低圧で供給する場合で，特別の事情があるときは，料金適用開始の日から前月までの間で契約者と当社との協議により定めた期間とすることがあります。）の最大需要電力等のうち，いずれか大きい値といたします。

ただし，新たに接続送電サービスを使用される前から引き続き当社の供給設備を利用される場合には，新たに接続送電サービスを使用される前の電気の供給は，接続送電サービス契約電力の決定上，接続送電サービスによって受けた供給とみなします。

b　需要場所における受電設備を増加される場合等で，増加された日を含む１月の増加された日以降の期間の最大需要電力等の値がその１月の増加された日の前日までの期間の最大需要電力等と前11月（低圧で供給する場合で，特別の事情があるときは，前11月以内で契約者と当社との協議により定めた期間とすることがあります。）の最大需要電力等のうちいずれか大きい値を上回るときは，その１月の増加された日の前日までの期間の接続送電サービス契約電力は，その期間の最大需要電力等と前11月（低圧で供給する場合で，特別の事情があるときは，前11月以内で契約者と当社との協議により定めた期間とすることがあります。）の最大需要電力等のうちいずれか大きい値とし，その１月の増加された日以降の期間の接続送電サービス契約電力は，その期間の最大需要電力等の値といたします。

c　需要場所における受電設備を減少される場合等で，１年を通じての最大需要電力等が減少することが明らかなときは，減少された日を含む１月の減少された日の前日までの期間の接続送電サービス契約電力は，その期間の最大需要電力等と前11月（低圧で供給する場合で，特別の事情があるときは，前11月以内で契約者と当社との協議により定めた期間とすることがあります。）の最大需要電力等のうちいずれか大きい値とし，減少された日以降12月の期間の各月の接続送電サービス契約電力（減少された日を含む１月の減少された日以降の期間については，その期間の接続送電サービス契約電力といたします。）は，需要場所における負荷設備および受電設備の内容，１年間を通じての最大の負荷，同一業種の負荷率，操業度等を基準として，契約者と当社との協議によって定めた値といたします。ただし，減少された日以降12月の期間で，その１月の最大需要電力等と減少された日から前月までの最大需要電力等のうちいずれか大

きい値が契約者と当社との協議によって定めた値を上回る場合（減少された日を含む１月の減少された日以降の期間については，その期間の最大需要電力等の値が契約者と当社との協議によって定めた値を上回る場合といたします。）は，接続送電サービス契約電力は，その上回る最大需要電力等の値といたします。

(ﾛ)　低圧で供給する場合で，契約者が電灯または小型機器を使用する需要者に供給し，かつ，契約者が希望されるときは，(ｲ)にかかわらず，次により，接続送電サービス契約電流または接続送電サービス契約容量（６キロボルトアンペア以上となるときに限ります。）を定め，接続送電サービス契約電力に代えて適用いたします。

ａ　接続送電サービス契約電流

(a)　接続送電サービス契約電流は，５アンペア，10アンペア，15アンペア，20アンペア，30アンペア，40アンペア，50アンペアまたは60アンペアのいずれかとし，契約者の申出によって定めます。

(b)　当社は，接続送電サービス契約電流に応じて電流制限器その他の適当な装置（以下「電流制限器等」といいます。）または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし，契約者または需要者において使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が接続送電サービス契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には，当社は，電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。

ｂ　接続送電サービス契約容量

接続送電サービス契約容量は，契約主開閉器の定格電流にもとづき，別表３（契約電力および契約容量の算定方法）により算定された値といたします。この場合，あらかじめ契約主開閉器を設定していただきます。

なお，当社は，契約主開閉器が制限できる電流を，必要に応じて確認いたします。

(ﾊ)　低圧で供給する場合で，契約者が動力を使用する需要者に供給し，かつ，契約者が希望されるときの接続送電サービス契約電力は，(ｲ)

にかかわらず，契約主開閉器の定格電流にもとづき，別表３（契約電力および契約容量の算定方法）により算定された値といたします。この場合，あらかじめ契約主開閉器を設定していただきます。

なお，当社は，契約主開閉器が制限できる電流を，必要に応じて確認いたします。

(ニ) (イ)の適用後１年に満たない場合は，(ロ)または(ハ)を適用いたしません。また，(ロ)または(ハ)の適用後１年に満たない場合は，(イ)を適用いたしません。

(ホ) 需要場所における主開閉器（低圧で供給する場合に限ります。），負荷設備または受電設備を変更される場合は，51（契約の変更）に準じて，あらかじめ申し出ていただきます。

(ヘ) 分割接続供給の場合におけるそれぞれの契約者に係る接続送電サービス契約電力は，次のとおりといたします。

a 15（供給および契約の単位）(２)イにより当社が分割接続供給を行なう場合

非需要追随供給者に係る接続送電サービス契約電力は，双方の契約者と当社との協議によって定め，需要追随供給者に係る接続送電サービス契約電力は，31（電力および電力量の算定）(19)ロ(イ)または(ロ)で定める最大需要電力等を用いて，イ(イ)に準じて定めます。

b 15（供給および契約の単位）(２)ロにより当社が分割接続供給を行なう場合

それぞれの契約者に係る接続送電サービス契約電力は，31（電力および電力量の算定）(19)ロ(ハ)で定める最大需要電力等を用いて，イ(イ)に準じて定めます。

ロ 高圧で供給する場合で，接続送電サービス契約電力（分割接続供給の場合は，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用したときの接続送電サービス契約電力といたします。）が500キロワット以上となるときまたは特別高圧で供給する場合

接続送電サービス契約電力は，需要場所における負荷設備および受電設備の内容，１年間を通じての最大の負荷，同一業種の負荷率，操業度

等を基準として，契約者と当社との協議によって定めます。

なお，新たに接続送電サービスを使用される場合等で，適当と認められるときは，使用開始の日から１年間については，接続送電サービス契約電力がてい増する場合に限り，段階的に定めることがあります。

また，分割接続供給の場合におけるそれぞれの契約者に係る接続送電サービス契約電力は，それぞれの契約者と当社との協議によって定めます。

ハ　イ(ｲ)により接続送電サービス契約電力を定めている供給地点について，最大需要電力等が500キロワット以上となる場合は，接続送電サービス契約電力をロによってすみやかに定めることとし，それまでの間の接続送電サービス契約電力は，イ(ｲ)によって定めます。

ニ　高圧または特別高圧で供給する場合で，需要者の発電設備の検査，補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気をあわせて供給するときの接続送電サービス契約電力は，イ，ロまたはハにかかわらず，当該供給分以外の供給分につきイ，ロまたはハに準じて定めた値に，原則として需要者の発電設備の容量を基準として，契約者と当社との協議によって定めた値を加えたものといたします。

なお，当該供給分以外の供給分についてイ(ｲ)に準ずる場合で，需要場所における負荷設備または受電設備を変更されるときは，51（契約の変更）に準じて，あらかじめ申し出ていただきます。

また，分割接続供給の場合で，需要者の発電設備の検査，補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気をあわせて供給するときは，原則として，次のとおりといたします。

(ｲ)　15（供給および契約の単位）（２）イにより当社が分割接続供給を行なう場合

当該不足電力の補給にあてるための電気の供給は，需要追随供給者へ行なうものといたします。この場合，需要追随供給者に係る接続送電サービス契約電力は，イ，ロまたはハにかかわらず，当該供給分以

外の供給分につきイ，ロまたはハに準じて定めた値に，原則として需要者の発電設備の容量を基準として，需要追随供給者と当社との協議によって定めた値を加えたものといたします。

(ﾛ) 15（供給および契約の単位）（２）ロにより当社が分割接続供給を行なう場合

当該不足電力の補給にあてるための電気の供給は，双方の契約者へ行なうものといたします。この場合，双方の契約者に係る接続送電サービス契約電力は，イ，ロまたはハにかかわらず，当該供給分以外の供給分につきイ，ロまたはハに準じて定めた値に，原則として需要者の発電設備の容量を基準として，それぞれの契約者と当社との協議によって定めた値（双方の契約者に係る接続送電サービスにおいて，同じ値といたします。）を加えたものといたします。

（３） 接続送電サービス料金

接続送電サービス料金は，供給地点ごとに，供給電圧および接続送電サービスの種別に応じて，次の各項により算定いたします。ただし，１供給地点につき２以上の接続送電サービスをあわせて契約する場合または１接続送電サービスにつき２以上の供給地点となる場合の接続送電サービス料金は，接続送電サービスごとに算定いたします。

なお，分割接続供給の場合は，それぞれの契約者に係る接続送電サービス料金とあわせて，33（料金の算定）(10)にもとづき料金の調整を行なうために，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用したときの接続送電サービス料金を算定いたします。

イ 低圧で供給する場合

(ｲ) 電灯定額接続送電サービス

ａ 適 用 範 囲

契約者が電灯または小型機器を使用する需要者に供給する場合で，その総容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，各契約負荷設備ごとに別表４〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）が400ボルトアンペア以下であるときに適用いたします。

b　供給電気方式および供給電圧

供給電気方式および供給電圧は，交流単相２線式標準電圧100ボルトまたは200ボルトといたします。ただし，特別の事情がある場合には，交流単相３線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとすることがあります。

c　契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

d　接続送電サービス料金

接続送電サービス料金は，電灯料金および小型機器料金の合計といたします。

(a)　電　灯　料　金

ⅰ　電灯料金は，各契約負荷設備ごとに１月につき次のとおりといたします。

10ワットまでの１灯につき	**35円54銭**
10ワットをこえ20ワットまでの１灯につき	**71円09銭**
20ワットをこえ40ワットまでの１灯につき	**142円19銭**
40ワットをこえ60ワットまでの１灯につき	**213円28銭**
60ワットをこえ100ワットまでの１灯につき	**355円47銭**
100ワットをこえる１灯につき100ワットまでごとに	**355円47銭**

ⅱ　ネオン管灯，けい光灯，水銀灯等は，管灯および付属装置を一括して容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，別表４〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）を算定し，その容量につき１ボルトアンペアを１ワットとみなして電灯料金を適用いたします。

ⅲ　多灯式けい光灯等は，その合計によって容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，別表４〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）を算定し，その容量につき１ボルトアンペアを１ワットとみなして電灯料金を適用いたします。

(b)　小型機器料金

小型機器料金は，各契約負荷設備ごとにその容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，別表４〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）に応じ１月につき次のとおりといたします。

50ボルトアンペアまでの１機器につき	106円17銭
50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの１機器につき	212円34銭
100ボルトアンペアをこえる１機器につき100ボルトアンペアまでごとに	212円34銭

e　そ　の　他

(a)　当社は，必要に応じて電流制限器を取り付けます。

(b)　特別の事情がある場合は，契約者と当社との協議によって，(ﾛ) a (c)，(ﾊ) a または(ﾆ) a にかかわらず，電灯標準接続送電サービス，電灯時間帯別接続送電サービスまたは電灯従量接続送電サービス（自己等への電気の供給の用に供する接続供給の場合に限ります。）を適用することがあります。

(ﾛ)　電灯標準接続送電サービス

a　適　用　範　囲

契約者が電灯または小型機器を使用する需要者に供給する場合で，次のいずれにも該当するときに適用いたします。

(a)　（２）イ(ｲ)により接続送電サービス契約電力を定める場合は接続送電サービス契約電力が原則として50キロワット未満であり，（２）イ(ﾛ) b により接続送電サービス契約容量を定める場合は接続送電サービス契約容量が原則として50キロボルトアンペア未満であること。

(b)　１需要場所において，動力標準接続送電サービス，動力時間帯別接続送電サービスまたは動力従量接続送電サービスとあわせて契約する場合は，接続送電サービス契約電力の合計または接続送電サービス契約電力と接続送電サービス契約電流もしくは接続送電サービス契約容量との合計（この場合，10アンペアおよび１キ

ロボルトアンペアを１キロワットとみなします。）が原則として50キロワット未満であること。

(c)　電灯定額接続送電サービスを適用できないこと。

ただし，契約者が希望され，かつ，電気の使用状態，当社の供給設備の状況等から当社が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めた場合は，(a)および(c)に該当し，かつ，(b)の接続送電サービス契約電力の合計または接続送電サービス契約電力と接続送電サービス契約電流もしくは接続送電サービス契約容量との合計（この場合，10アンペアおよび１キロボルトアンペアを１キロワットとみなします。）が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合，当社は，需要者の土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

b　供給電気方式および供給電圧

供給電気方式および供給電圧は，交流単相２線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相３線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトといたします。ただし，技術上やむをえない場合には，交流３相３線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

c　接続送電サービス料金

接続送電サービス料金は，基本料金および電力量料金の合計といたします。

(a)　基　本　料　金

基本料金は，１月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。

ⅰ　(２)イ(ｲ)により接続送電サービス契約電力を定める場合

接続送電サービス契約電力１キロワットにつき	**230円67銭**

ただし，接続送電サービス契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は，接続送電サービス契約電力が１キロワットの場合の基本料金の半額といたします。

ⅱ　(２)イ(ﾛ)により接続送電サービス契約電流または接続送電

サービス契約容量を定める場合

接続送電サービス契約容量１キロボルトアンペアにつき	**152円24銭**

ただし，（２）イ(ﾛ) a により接続送電サービス契約電流を定める場合は，基本料金の算定上，10アンペアを１キロボルトアンペアとみなします。また，接続送電サービス契約電流が５アンペアまたは15アンペアの場合の基本料金は，次のとおりといたします。

接続送電サービス契約電流５アンペア	**76円12銭**
接続送電サービス契約電流15アンペア	**228円36銭**

(b)　電 力 量 料 金

電力量料金は，その１月の接続供給電力量によって算定いたします。

１キロワット時につき	**6円97銭**

(ﾊ)　電灯時間帯別接続送電サービス

a　適　用　範　囲

(ﾛ) a の適用範囲に該当し，契約者が希望される場合に適用いたします。

b　供給電気方式および供給電圧

供給電気方式および供給電圧は，交流単相２線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相３線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトといたします。ただし，技術上やむをえない場合には，交流３相３線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

c　接続送電サービス料金

接続送電サービス料金は，基本料金および電力量料金の合計といたします。

(a)　基　本　料　金

基本料金は，１月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。

ｉ　（２）イ(ｲ)により接続送電サービス契約電力を定める場合

接続送電サービス契約電力１キロワットにつき	230円67銭

ただし，接続送電サービス契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は，接続送電サービス契約電力が１キロワットの場合の基本料金の半額といたします。

ii （２）イ(ﾛ)により接続送電サービス契約電流または接続送電サービス契約容量を定める場合

接続送電サービス契約容量１キロボルトアンペアにつき	152円24銭

ただし，（２）イ(ﾛ) a により接続送電サービス契約電流を定める場合は，基本料金の算定上，10アンペアを１キロボルトアンペアとみなします。また，接続送電サービス契約電流が５アンペアまたは15アンペアの場合の基本料金は，次のとおりといたします。

接続送電サービス契約電流５アンペア	76円12銭
接続送電サービス契約電流15アンペア	228円36銭

(b) 電 力 量 料 金

電力量料金は，その１月の時間帯別の接続供給電力量によって算定いたします。

i 昼 間 時 間

１キロワット時につき	7円36銭

ii 夜 間 時 間

１キロワット時につき	6円64銭

(ﾆ) 電灯従量接続送電サービス

a 適 用 範 囲

(ﾛ) a の適用範囲に該当し，自己等への電気の供給の用に供する接続供給の場合で，契約者が希望されるときに適用いたします。

b 供給電気方式および供給電圧

供給電気方式および供給電圧は，交流単相２線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相３線式標準電圧100ボルトお

よび200ボルトといたします。ただし，技術上やむをえない場合には，交流３相３線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

c　接続送電サービス料金

接続送電サービス料金は，その１月の接続供給電力量によって算定いたします。

１キロワット時につき	**10円76銭**

(ホ)　動力標準接続送電サービス

a　適　用　範　囲

契約者が動力を使用する需要者に供給する場合で，次のいずれにも該当するときに適用いたします。

(a)　接続送電サービス契約電力が原則として50キロワット未満であること。

(b)　１需要場所において，電灯標準接続送電サービス，電灯時間帯別接続送電サービスまたは電灯従量接続送電サービスとあわせて契約する場合は，接続送電サービス契約電力の合計または接続送電サービス契約電力と接続送電サービス契約電流もしくは接続送電サービス契約容量との合計（この場合，10アンペアおよび１キロボルトアンペアを１キロワットとみなします。）が原則として50キロワット未満であること。

ただし，契約者が希望され，かつ，電気の使用状態，当社の供給設備の状況等から当社が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めた場合は，(a)に該当し，かつ，(b)の接続送電サービス契約電力の合計または接続送電サービス契約電力と接続送電サービス契約電流もしくは接続送電サービス契約容量との合計（この場合，10アンペアおよび１キロボルトアンペアを１キロワットとみなします。）が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合，当社は，需要者の土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

b　供給電気方式および供給電圧

供給電気方式および供給電圧は，交流３相３線式標準電圧200ボ

ルトといたします。ただし，技術上やむをえない場合には，交流単相２線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相３線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとすることがあります。

c　接続送電サービス料金

接続送電サービス料金は，基本料金および電力量料金の合計といたします。

(a)　基　本　料　金

基本料金は，１月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。

ⅰ　(２)イ(ｲ)により接続送電サービス契約電力を定める場合

接続送電サービス契約電力１キロワットにつき	**731円97銭**

ただし，接続送電サービス契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は，接続送電サービス契約電力が１キロワットの場合の基本料金の半額といたします。

ⅱ　(２)イ(ﾊ)により接続送電サービス契約電力を定める場合

接続送電サービス契約電力１キロワットにつき	**461円14銭**

ただし，接続送電サービス契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は，接続送電サービス契約電力が１キロワットの場合の基本料金の半額といたします。

(b)　電　力　量　料　金

電力量料金は，その１月の接続供給電力量によって算定いたします。

１キロワット時につき	**4円54銭**

(c)　そ　　の　　他

接続供給電力量が僅少であるため計量できないことが見込まれる場合等特別の事情がある場合で，当社が適当と認めるときは，基本料金のみといたします。

d　そ　　の　　他

変圧器，発電設備等その他を介して，電灯または小型機器を使用

することはできません。

(ﾍ) 動力時間帯別接続送電サービス

a 適 用 範 囲

(ﾎ) a の適用範囲に該当し，契約者が希望される場合に適用いたします。

b 供給電気方式および供給電圧

供給電気方式および供給電圧は，交流３相３線式標準電圧200ボルトといたします。ただし，技術上やむをえない場合には，交流単相２線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相３線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとすることがあります。

c 接続送電サービス料金

接続送電サービス料金は，基本料金および電力量料金の合計といたします。

(a) 基 本 料 金

基本料金は，１月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。

ⅰ （２）イ(ｲ)により接続送電サービス契約電力を定める場合

接続送電サービス契約電力１キロワットにつき	**731円97銭**

ただし，接続送電サービス契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は，接続送電サービス契約電力が１キロワットの場合の基本料金の半額といたします。

ⅱ （２）イ(ﾊ)により接続送電サービス契約電力を定める場合

接続送電サービス契約電力１キロワットにつき	**461円14銭**

ただし，接続送電サービス契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は，接続送電サービス契約電力が１キロワットの場合の基本料金の半額といたします。

(b) 電 力 量 料 金

電力量料金は，その１月の時間帯別の接続供給電力量によって算定いたします。

ⅰ　昼　間　時　間

1キロワット時につき	**4円79銭**

ⅱ　夜　間　時　間

1キロワット時につき	**4円35銭**

(c)　そ　　の　　他

接続供給電力量が僅少であるため計量できないことが見込まれる場合等特別の事情がある場合で，当社が適当と認めるときは，基本料金のみといたします。

d　そ　　の　　他

変圧器，発電設備等その他を介して，電灯または小型機器を使用することはできません。

(ﾄ)　動力従量接続送電サービス

a　適　用　範　囲

(ﾎ) a の適用範囲に該当し，自己等への電気の供給の用に供する接続供給の場合で，契約者が希望されるときに適用いたします。

b　供給電気方式および供給電圧

供給電気方式および供給電圧は，交流３相３線式標準電圧200ボルトといたします。ただし，技術上やむをえない場合には，交流単相２線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相３線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとすることがあります。

c　接続送電サービス料金

接続送電サービス料金は，その１月の接続供給電力量によって算定いたします。

1キロワット時につき	**16円54銭**

d　そ　　の　　他

変圧器，発電設備等その他を介して，電灯または小型機器を使用することはできません。

ロ　高圧で供給する場合

(ｲ)　高圧標準接続送電サービス

a　適　用　範　囲

接続送電サービス契約電力（分割接続供給の場合は，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用したときの接続送電サービス契約電力といたします。）が原則として50キロワット以上であり，かつ，2,000キロワット未満である場合に適用いたします。ただし，特別の事情がある場合で，契約者の希望があるときは，接続送電サービス契約電力が50キロワット未満である場合についても適用することがあります。

b　供給電気方式および供給電圧

供給電気方式および供給電圧は，交流３相３線式標準電圧6,000ボルトといたします。

c　接続送電サービス料金

接続送電サービス料金は，基本料金および電力量料金の合計といたします。ただし，基本料金は，ニによって力率割引または割増しをする場合は，力率割引または割増しをしたものといたします。

(a)　基　本　料　金

基本料金は，１月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合（予備送電サービスによって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は，半額といたします。また，当社が分割接続供給を行なう供給地点において，33（料金の算定）(10)にもとづき料金の調整を行なうために算定する，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービスの基本料金は，双方の契約者に係る接続送電サービスにおいて，まったく電気を使用しないとき（予備送電サービスによって電気を使用した場合を除きます。）に限り，半額といたします。

なお，(２)ニによって接続送電サービス契約電力を定める供給地点において電気を使用された場合で，需要者の発電設備の検査，補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気をまったく使用しないときは，

当該供給分に相当する基本料金は，半額といたします。ただし，当社が分割接続供給を行なう供給地点において，33（料金の算定）(10)にもとづき料金の調整を行なうために算定する，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービスにおける当該供給分に相当する基本料金は，双方の契約者に係る接続送電サービスにおいて，需要者の発電設備の検査，補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気をまったく使用しないときに限り，半額といたします。

また，その１月に前月から継続して需要者の発電設備の検査，補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気の供給を受けた期間がある場合で，その期間が前月の当該電気の供給を受けなかった期間を上回らないときは，その期間における当該電気の供給は，前月におけるものとみなします。

接続送電サービス契約電力１キロワットにつき	**653円87銭**

(b)　電 力 量 料 金

電力量料金は，その１月の接続供給電力量によって算定いたします。

１キロワット時につき	**1円84銭**

(ﾛ)　高圧時間帯別接続送電サービス

a　適　用　範　囲

(ｲ) a の適用範囲に該当し，契約者が希望される場合に適用いたします。

b　供給電気方式および供給電圧

供給電気方式および供給電圧は，交流３相３線式標準電圧6,000ボルトといたします。

c　接続送電サービス料金

接続送電サービス料金は，基本料金および電力量料金の合計とい

たします。ただし，基本料金は，ニによって力率割引または割増しをする場合は，力率割引または割増しをしたものといたします。

(a) 基　本　料　金

基本料金は，１月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合（予備送電サービスによって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は，半額といたします。また，当社が分割接続供給を行なう供給地点において，33（料金の算定）(10)にもとづき料金の調整を行なうために算定する，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービスの基本料金は，双方の契約者に係る接続送電サービスにおいて，まったく電気を使用しないとき（予備送電サービスによって電気を使用した場合を除きます。）に限り，半額といたします。

なお，(２)ニによって接続送電サービス契約電力を定める供給地点において電気を使用された場合で，需要者の発電設備の検査，補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気をまったく使用しないときは，当該供給分に相当する基本料金は，半額といたします。ただし，当社が分割接続供給を行なう供給地点において，33（料金の算定）(10)にもとづき料金の調整を行なうために算定する，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービスにおける当該供給分に相当する基本料金は，双方の契約者に係る接続送電サービスにおいて，需要者の発電設備の検査，補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気をまったく使用しないときに限り，半額といたします。

また，その１月に前月から継続して需要者の発電設備の検査，補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気の供給を受けた期間がある場合で，その期間が前月の当該電気の供給を受けなかった期間を上

回らないときは，その期間における当該電気の供給は，前月におけるものとみなします。

接続送電サービス契約電力１キロワットにつき	653円87銭

(b)　電 力 量 料 金

電力量料金は，その１月の時間帯別の接続供給電力量によって算定いたします。

ⅰ　昼　間　時　間

１キロワット時につき	1円93銭

ⅱ　夜　間　時　間

１キロワット時につき	1円75銭

(ﾊ)　高圧従量接続送電サービス

a　適　用　範　囲

(ｲ) a の適用範囲に該当し，自己等への電気の供給の用に供するための接続供給の場合で，契約者が希望されるときに適用いたします。

b　供給電気方式および供給電圧

供給電気方式および供給電圧は，交流３相３線式標準電圧6,000ボルトといたします。

c　接続送電サービス料金

接続送電サービス料金は，その１月の接続供給電力量によって算定いたします。

１キロワット時につき	12円55銭

ハ　特別高圧で供給する場合

(ｲ)　特別高圧標準接続送電サービス

a　適　用　範　囲

接続送電サービス契約電力（分割接続供給の場合は，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用したときの接続送電サービス契約電力といたします。）が原則として2,000キロワット以上である

場合に適用いたします。

b　供給電気方式および供給電圧

供給電気方式は，交流３相３線式とし，供給電圧は，接続送電サービス契約電力（分割接続供給の場合は，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用したときの接続送電サービス契約電力といたします。）に応じて次のとおりといたします。

接続送電サービス契約電力10,000キロワット未満	標準電圧　20,000ボルト
接続送電サービス契約電力10,000キロワット以上 50,000キロワット未満	標準電圧　60,000ボルト
接続送電サービス契約電力50,000キロワット以上	標準電圧 140,000ボルト

c　接続送電サービス料金

接続送電サービス料金は，基本料金および電力量料金の合計といたします。ただし，基本料金は，ニによって力率割引または割増しをする場合は，力率割引または割増しをしたものといたします。

(a)　基　本　料　金

基本料金は，１月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合（予備送電サービスによって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は，半額といたします。また，当社が分割接続供給を行なう供給地点において，33（料金の算定）(10)にもとづき料金の調整を行なうために算定する，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービスの基本料金は，双方の契約者に係る接続送電サービスにおいて，まったく電気を使用しないとき（予備送電サービスによって電気を使用した場合を除きます。）に限り，半額といたします。

なお，(２)ニによって接続送電サービス契約電力を定める供給地点において電気を使用された場合で，需要者の発電設備の検査，補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気をまったく使用しないときは，当該供給分に相当する基本料金は，半額といたします。ただし，

当社が分割接続供給を行なう供給地点において，33（料金の算定）(10)にもとづき料金の調整を行なうために算定する，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービスにおける当該供給分に相当する基本料金は，双方の契約者に係る接続送電サービスにおいて，需要者の発電設備の検査，補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気をまったく使用しないときに限り，半額といたします。

また，その１月に前月から継続して需要者の発電設備の検査，補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気の供給を受けた期間がある場合で，その期間が前月の当該電気の供給を受けなかった期間を上回らないときは，その期間における当該電気の供給は，前月におけるものとみなします。

接続送電サービス契約電力１キロワットにつき	**423円39銭**

(b)　電 力 量 料 金

電力量料金は，その１月の接続供給電力量によって算定いたします。

１キロワット時につき	**91銭**

(ﾛ)　特別高圧時間帯別接続送電サービス

a　適　用　範　囲

(ｲ) a の適用範囲に該当し，契約者が希望される場合に適用いたします。

b　供給電気方式および供給電圧

供給電気方式は，交流３相３線式とし，供給電圧は，接続送電サービス契約電力（分割接続供給の場合は，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用したときの接続送電サービス契約電力といたします。）に応じて次のとおりといたします。

接続送電サービス契約電力10,000キロワット未満	標準電圧　20,000ボルト
接続送電サービス契約電力10,000キロワット以上 50,000キロワット未満	標準電圧　60,000ボルト
接続送電サービス契約電力50,000キロワット以上	標準電圧 140,000ボルト

c　接続送電サービス料金

接続送電サービス料金は，基本料金および電力量料金の合計といたします。ただし，基本料金は，ニによって力率割引または割増しをする場合は，力率割引または割増しをしたものといたします。

(a)　基　本　料　金

基本料金は，１月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合（予備送電サービスによって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は，半額といたします。また，当社が分割接続供給を行なう供給地点において，33（料金の算定）(10)にもとづき料金の調整を行なうために算定する，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービスの基本料金は，双方の契約者に係る接続送電サービスにおいて，まったく電気を使用しないとき（予備送電サービスによって電気を使用した場合を除きます。）に限り，半額といたします。

なお，(２)ニによって接続送電サービス契約電力を定める供給地点において電気を使用された場合で，需要者の発電設備の検査，補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気をまったく使用しないときは，当該供給分に相当する基本料金は，半額といたします。ただし，当社が分割接続供給を行なう供給地点において，33（料金の算定）(10)にもとづき料金の調整を行なうために算定する，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービスにおける当該供給分に相当する基本料金は，双方の契約者に係る接続送電サービスにおいて，需要者の発電設備の検査，補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力

の補給にあてるための電気をまったく使用しないときに限り，半額といたします。

また，その１月に前月から継続して需要者の発電設備の検査，補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気の供給を受けた期間がある場合で，その期間が前月の当該電気の供給を受けなかった期間を上回らないときは，その期間における当該電気の供給は，前月におけるものとみなします。

接続送電サービス契約電力１キロワットにつき	**423円39銭**

(b)　電 力 量 料 金

電力量料金は，その１月の時間帯別の接続供給電力量によって算定いたします。

ⅰ　昼　間　時　間

１キロワット時につき	**94銭**

ⅱ　夜　間　時　間

１キロワット時につき	**89銭**

(ハ)　特別高圧従量接続送電サービス

a　適　用　範　囲

(イ) a の適用範囲に該当し，自己等への電気の供給の用に供するための接続供給の場合で，契約者が希望されるときに適用いたします。

b　供給電気方式および供給電圧

供給電気方式は，交流３相３線式とし，供給電圧は，接続送電サービス契約電力に応じて次のとおりといたします。

接続送電サービス契約電力10,000キロワット未満	標準電圧　20,000ボルト
接続送電サービス契約電力10,000キロワット以上 50,000キロワット未満	標準電圧　60,000ボルト
接続送電サービス契約電力50,000キロワット以上	標準電圧 140,000ボルト

c　接続送電サービス料金

接続送電サービス料金は，その１月の接続供給電力量によって算定いたします。

１キロワット時につき	**7円85銭**

ニ　力率割引および割増し

高圧または特別高圧で供給する場合の力率割引および割増しは，次のとおりといたします。

(ｲ)　力率は，供給地点ごとに，その１月のうち毎日午前８時から午後10時までの時間における平均力率（瞬間力率が進み力率となる場合には，その瞬間力率は，100パーセントといたします。）といたします。この場合，平均力率は，別表５（平均力率の算定）によって算定された値といたします。

なお，まったく電気を使用しないその１月の力率は，85パーセントとみなします。

(ﾛ)　分割接続供給の場合は，33（料金の算定）(10)にもとづき料金の調整を行なうために，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用したときの供給地点ごとの力率を，(ｲ)に準じて算定いたします。また，それぞれの契約者に係る接続送電サービスの力率は，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用した場合の力率と同一の値といたします。ただし，その供給地点において，いずれかの契約者に係る接続送電サービスにおいて，まったく電気を使用しない場合は，当該接続送電サービスについては，その１月の力率を85パーセントとみなします。

(ﾊ)　力率が，85パーセントを上回る場合は，その上回る１パーセントにつき，基本料金（(２)ニによって接続送電サービス契約電力を定める供給地点において，需要者の発電設備の検査，補修または事故〔停電による停止等を含みます。〕により生じた不足電力の補給にあてるための電気をまったく使用しない場合は，当該供給分以外の供給分に相当する基本料金といたします。）を１パーセント割引し，85パーセントを下回る場合は，その下回る１パーセントにつき，基本料金（(２)ニによって接続送電サービス契約電力を定める供給地点において，需要者の発電設備の検査，補修または事故〔停電による停止等を含みま

す。〕により生じた不足電力の補給にあてるための電気をまったく使用しない場合は，当該供給分以外の供給分に相当する基本料金といたします。）を１パーセント割増しいたします。

ホ　そ　　の　　他

(ｲ)　接続送電サービス料金の計算における合計金額の単位は，１円とし，その端数は，切り捨てます。

(ﾛ)　電灯時間帯別接続送電サービス，動力時間帯別接続送電サービス，高圧時間帯別接続送電サービスまたは特別高圧時間帯別接続送電サービス（以下「時間帯別接続送電サービス」といいます。）の適用後１年に満たない場合は，電灯標準接続送電サービス，動力標準接続送電サービス，高圧標準接続送電サービスもしくは特別高圧標準接続送電サービス（以下「標準接続送電サービス」といいます。）または電灯従量接続送電サービス，動力従量接続送電サービス，高圧従量接続送電サービスもしくは特別高圧従量接続送電サービス（以下「従量接続送電サービス」といいます。）を適用いたしません。また，従量接続送電サービスの適用後１年に満たない場合は，標準接続送電サービスまたは時間帯別接続送電サービスを適用いたしません。

(ﾊ)　時間帯別接続送電サービスまたは従量接続送電サービスから標準接続送電サービスに変更された後１年に満たない場合は，時間帯別接続送電サービスまたは従量接続送電サービスを適用いたしません。

(ﾆ)　33（料金の算定）(10)にもとづき料金の調整を行なうための，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービスの種別を定めた後１年に満たないときの取扱いは，(ﾛ)および(ﾊ)に準ずるものといたします。

(ﾎ)　（２）ニによって接続送電サービス契約電力を定める供給地点において，需要者の発電設備の検査，補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気を使用される場合は，使用開始の時刻と使用休止の時刻とをあらかじめ契約者から当社に通知していただきます。ただし，事故その他やむをえない場合は，使用開始後すみやかに契約者から当社に通知していただき

ます。

(ﾍ)　当社は，必要に応じて，需要者の発電設備の運転に関する記録を契約者から提出していただきます。

（４）　１年を通じての最大需要電力等が夜間時間に発生する場合の取扱い

高圧または特別高圧で供給する場合で，需要者が昼間時間から夜間時間への負荷移行を行なった結果，１年を通じての最大需要電力等が夜間時間に発生し，かつ，契約者が標準接続送電サービスまたは時間帯別接続送電サービスの適用を受け，契約者と当社との協議がととのったときのその供給地点の各月の接続送電サービス料金は，(３)によって算定された金額からイによって算定された金額（以下「ピークシフト割引額」といいます。）を差し引いたものといたします。

イ　ピークシフト割引額

ピークシフト割引額は，１月につき次の式により算定された金額といたします。ただし，まったく電気を使用しない場合（予備送電サービスによって電気を使用した場合を除きます。）のピークシフト割引額は，半額といたします。

ピークシフト割引額＝次に定める割引単価×ロのピークシフト電力

ピークシフト電力 １キロワットにつき	高圧で供給する場合	**555円80銭**
	特別高圧で供給する場合	**359円89銭**

ロ　ピークシフト電力

ピークシフト電力は，需要者の負荷移行により昼間時間から夜間時間に移行された増分電力をいい，その需要者の接続送電サービス契約電力からその需要者の１年を通じての昼間時間における接続供給電力の最大値を差し引いた値を上限として，夜間時間に移行する負荷設備の容量（キロワット）等にもとづき，あらかじめ契約者と当社との協議によって定めます。

なお，分割接続供給の場合は，それぞれの契約者に係るピークシフト電力とあわせて，33（料金の算定）(10)にもとづき料金の調整を行なう

ために，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用したときのピークシフト電力を，あらかじめ双方の契約者と当社との協議によって定めます。

また，各月の昼間時間における接続供給電力の最大値の実績等から，ピークシフト電力が不適当と認められる場合には，すみやかにピークシフト電力を適正なものに変更していただきます。

ハ　１年を通じて夜間時間に最大需要電力等が発生しないことが明らかになった場合等については，本取扱いの適用をただちに解消いたします。

なお，それが本取扱い適用後１年に満たない場合は，既に適用したピークシフト割引額の合計金額を本取扱いの適用が解消された月の接続送電サービス料金に加算したものをその月の接続送電サービス料金として算定いたします。

20　臨時接続送電サービス

（１）　適　用　範　囲

契約使用期間が１年未満の場合において，小売電気事業，特定送配電事業または自己等への電気の供給の用に供する電気に適用いたします。ただし，毎年，一定期間を限り，反復使用するものには適用いたしません。

（２）　臨時接続送電サービス契約電力等

電灯臨時定額接続送電サービスの適用を受ける場合を除き，臨時接続送電サービス契約電流，臨時接続送電サービス契約容量または臨時接続送電サービス契約電力は，次によって供給地点ごとに定めます。

なお，分割接続供給の場合は，それぞれの契約者に係る臨時接続送電サービス契約電力とあわせて，33（料金の算定）(11)にもとづき料金の調整を行なうために，１供給地点につき，１臨時接続送電サービスを適用したときの臨時接続送電サービス契約電力を定めます。

イ　低圧で供給する場合

(ｲ)　契約者が電灯または小型機器を使用する需要者に供給する場合

次のａまたはｂにより，臨時接続送電サービス契約電流または臨時接続送電サービス契約容量（６キロボルトアンペア以上となる場合に

限ります。）を定めます。

a　臨時接続送電サービス契約電流

(a)　臨時接続送電サービス契約電流は，40アンペア，50アンペアまたは60アンペアのいずれかとし，契約者の申出によって定めます。

(b)　当社は，臨時接続送電サービス契約電流に応じて電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし，契約者または需要者において使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が臨時接続送電サービス契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には，当社は，電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。

b　臨時接続送電サービス契約容量

(a)　臨時接続送電サービス契約容量は，契約負荷設備の総容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，各契約負荷設備ごとに別表４〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）に次の係数を乗じてえた値といたします。ただし，差込口の数と電気機器の数が異なる場合等特別の事情がある場合は，別表６（契約負荷設備の総容量の算定）によって総容量を定めます。

最初の６キロボルトアンペアにつき	95パーセント
次の14キロボルトアンペアにつき	85パーセント
次の30キロボルトアンペアにつき	75パーセント
50キロボルトアンペアをこえる部分につき	65パーセント

(b)　契約者が契約主開閉器により臨時接続送電サービス契約容量を定めることを希望される場合には，臨時接続送電サービス契約容量は，(a)にかかわらず，契約主開閉器の定格電流にもとづき，別表３（契約電力および契約容量の算定方法）により算定された値といたします。この場合，契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。

なお，当社は，契約主開閉器が制限できる電流を，必要に応じて確認いたします。

(ﾛ)　契約者が動力を使用する需要者に供給する場合

次により，臨時接続送電サービス契約電力を定めます。

a　臨時接続送電サービス契約電力は，契約負荷設備の各入力（出力で表示されている場合等は，別表４〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）についてそれぞれ次の(a)の係数を乗じてえた値の合計に(b)の係数を乗じてえた値といたします。ただし，電気機器の試験用に電気を使用される場合等特別の事情がある場合は，その回路において使用される最大電流を制限できるしゃ断器その他の適当な装置を契約者または需要者に施設していただき，その容量を当該回路において使用される契約負荷設備の入力とみなします。この場合，その容量は別表３（契約電力および契約容量の算定方法）に準じて算定し，(b)の係数を乗じないものといたします。

(a)　契約負荷設備のうち

最大の入力のものから	最初の２台の入力につき	100パーセント
	次の２台の入力につき	95パーセント
	上記以外のものの入力につき	90パーセント

(b)　(a)によってえた値の合計のうち

最初の６キロワットにつき	100パーセント
次の14キロワットにつき	90パーセント
次の30キロワットにつき	80パーセント
50キロワットをこえる部分につき	70パーセント

b　契約者が契約主開閉器により臨時接続送電サービス契約電力を定めることを希望される場合には，臨時接続送電サービス契約電力は，ａにかかわらず，契約主開閉器の定格電流にもとづき，別表３（契約電力および契約容量の算定方法）により算定された値といたしま

す。この場合，契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。

なお，当社は，契約主開閉器が制限できる電流を，必要に応じて確認いたします。

ロ　高圧または特別高圧で供給する場合

需要場所において使用される負荷設備および受電設備の内容，同一業種の負荷率，操業度等を基準として，契約者と当社との協議により供給地点ごとに臨時接続送電サービス契約電力（分割接続供給の場合は，１供給地点につき，１臨時接続送電サービスを適用したときの臨時接続送電サービス契約電力といたします。）を定めます。

なお，分割接続供給の場合におけるそれぞれの契約者に係る臨時接続送電サービス契約電力は，それぞれの契約者と当社との協議によって定めます。

（３）　臨時接続送電サービス料金

臨時接続送電サービス料金は，供給地点ごとに，供給電圧および臨時接続送電サービスの種別に応じて，次の各項により算定いたします。

なお，分割接続供給の場合は，それぞれの契約者に係る臨時接続送電サービス料金とあわせて，33（料金の算定）(11)にもとづき料金の調整を行なうために，１供給地点につき，１臨時接続送電サービスを適用したときの臨時接続送電サービス料金を算定いたします。

イ　低圧で供給する場合

(ｲ)　電灯臨時定額接続送電サービス

ａ　適　用　範　囲

契約者が電灯または小型機器を使用する需要者に供給する場合で，その総容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，各契約負荷設備ごとに別表４〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）が３キロボルトアンペア以下であるときに適用いたします。

ｂ　供給電気方式および供給電圧

供給電気方式および供給電圧は，交流単相２線式標準電圧100ボルトまたは交流単相３線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとい

たします。ただし，技術上やむをえない場合には，交流単相２線式標準電圧200ボルトまたは交流３相３線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

c　臨時接続送電サービス料金

臨時接続送電サービス料金は，契約負荷設備の総容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，各契約負荷設備ごとに別表４〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）によって１日につき次のとおりといたします。

総容量が50ボルトアンペアまでの場合	**3円15銭**
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	**6円30銭**
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	**6円30銭**
総容量が500ボルトアンペアをこえ１キロボルトアンペアまでの場合	**63円02銭**
総容量が１キロボルトアンペアをこえ３キロボルトアンペアまでの場合１キロボルトアンペアまでごとに	**63円02銭**

(ﾛ)　電灯臨時接続送電サービス

a　適　用　範　囲

契約者が電灯または小型機器を使用する需要者に供給する場合で，次のいずれにも該当するときに適用いたします。

(a)　臨時接続送電サービス契約容量を定める場合は，臨時接続送電サービス契約容量が原則として50キロボルトアンペア未満であること。

(b)　電灯臨時定額接続送電サービスを適用できないこと。

b　供給電気方式および供給電圧

供給電気方式および供給電圧は，交流単相２線式標準電圧100ボルトまたは交流単相３線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトといたします。ただし，技術上やむをえない場合には，交流単相２線式標準電圧200ボルトまたは交流３相３線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

c　臨時接続送電サービス料金

臨時接続送電サービス料金は，基本料金および電力量料金の合計といたします。

(a)　基　本　料　金

基本料金は，１月につき19（接続送電サービス）（３）イ(ﾛ) c (a) ii において適用される該当基本料金率の10パーセントを割増ししたものを適用いたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。

(b)　電 力 量 料 金

電力量料金は，その１月の接続供給電力量によって算定いたします。

１キロワット時につき	**7円67銭**

(ﾊ)　動力臨時定額接続送電サービス

a　適　用　範　囲

契約者が動力を使用する需要者に供給する場合で，臨時接続送電サービス契約電力が５キロワット以下であるときに適用いたします。

b　供給電気方式および供給電圧

供給電気方式および供給電圧は，交流３相３線式標準電圧200ボルトといたします。ただし，技術上やむをえない場合には，交流単相２線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相３線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとすることがあります。

c　臨時接続送電サービス料金

臨時接続送電サービス料金は，次のとおりといたします。ただし，臨時接続送電サービス契約電力が0.5キロワットの場合の臨時接続送電サービス料金は，臨時接続送電サービス契約電力が１キロワットの場合の該当料金の半額といたします。

臨時接続送電サービス契約電力１キロワット１日につき	**96円39銭**

d　そ　　の　　他

当社が適当と認める場合には，動力臨時接続送電サービスを適用することがあります。

(ニ)　動力臨時接続送電サービス

a　適　用　範　囲

契約者が動力を使用する需要者に供給する場合で，臨時接続送電サービス契約電力が原則として５キロワットをこえ，50キロワット未満であるときに適用いたします。

b　供給電気方式および供給電圧

供給電気方式および供給電圧は，交流３相３線式標準電圧200ボルトといたします。ただし，技術上やむをえない場合には，交流単相２線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相３線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとすることがあります。

c　臨時接続送電サービス料金

臨時接続送電サービス料金は，基本料金および電力量料金の合計といたします。

(a)　基　本　料　金

基本料金は，１月につき19（接続送電サービス）（３）イ(ホ) c (a) ii において適用される該当基本料金率の20パーセントを割増ししたものを適用いたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。

(b)　電 力 量 料 金

電力量料金は，その１月の接続供給電力量によって算定いたします。

１キロワット時につき	**5円46銭**

ロ　高圧で供給する場合

臨時接続送電サービスの種別は，高圧臨時接続送電サービスといたします。

(イ)　適　用　範　囲

臨時接続送電サービス契約電力（分割接続供給の場合は，１供給地点につき，１臨時接続送電サービスを適用したときの臨時接続送電サービス契約電力といたします。）が原則として50キロワット以上であり，かつ，2,000キロワット未満である場合に適用いたします。

(ﾛ)　供給電気方式および供給電圧

供給電気方式および供給電圧は，交流３相３線式標準電圧6,000ボルトといたします。

(ﾊ)　臨時接続送電サービス料金

臨時接続送電サービス料金は，基本料金および電力量料金の合計といたします。ただし，基本料金は，ニによって力率割引または割増しをする場合は，力率割引または割増しをしたものといたします。

ａ　基　本　料　金

基本料金は，１月につき19（接続送電サービス）（３）ロ(ｲ) c (a)において適用される該当基本料金率の20パーセントを割増ししたものを適用いたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。また，当社が分割接続供給を行なう供給地点において，33（料金の算定）(11)にもとづき料金の調整を行なうために算定する，１供給地点につき，１臨時接続送電サービスを適用した場合の臨時接続送電サービスの基本料金は，双方の契約者に係る臨時接続送電サービスにおいて，まったく電気を使用しないときに限り，半額といたします。

ｂ　電 力 量 料 金

電力量料金は，その１月の接続供給電力量によって算定いたします。

１キロワット時につき	**2円20銭**

ハ　特別高圧で供給する場合

臨時接続送電サービスの種別は，特別高圧臨時接続送電サービスといたします。

(ｲ)　適　用　範　囲

臨時接続送電サービス契約電力（分割接続供給の場合は，１供給地点につき，１臨時接続送電サービスを適用したときの臨時接続送電サービス契約電力といたします。）が原則として2,000キロワット以上である場合に適用いたします。

(ﾛ)　供給電気方式および供給電圧

供給電気方式は，交流３相３線式とし，供給電圧は，臨時接続送電サービス契約電力（分割接続供給の場合は，１供給地点につき，１臨時接続送電サービスを適用したときの臨時接続送電サービス契約電力といたします。）に応じて次のとおりといたします。

臨時接続送電サービス契約電力10,000キロワット未満	標準電圧　20,000ボルト
臨時接続送電サービス契約電力10,000キロワット以上50,000キロワット未満	標準電圧　60,000ボルト
臨時接続送電サービス契約電力50,000キロワット以上	標準電圧 140,000ボルト

(ハ)　臨時接続送電サービス料金

臨時接続送電サービス料金は，基本料金および電力量料金の合計といたします。ただし，基本料金は，ニによって力率割引または割増しをする場合は，力率割引または割増しをしたものといたします。

ａ　基　本　料　金

基本料金は，１月につき19（接続送電サービス）（３）ハ(イ) ｃ (a)において適用される該当基本料金率の20パーセントを割増ししたものを適用いたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。また，当社が分割接続供給を行なう供給地点において，33（料金の算定）(11)にもとづき料金の調整を行なうために算定する，１供給地点につき，１臨時接続送電サービスを適用した場合の臨時接続送電サービスの基本料金は，双方の契約者に係る臨時接続送電サービスにおいて，まったく電気を使用しないときに限り，半額といたします。

ｂ　電 力 量 料 金

電力量料金は，その１月の接続供給電力量によって算定いたします。

１キロワット時につき	**1円10銭**

ニ　力率割引および割増し

高圧または特別高圧で供給する場合の力率割引および割増しは，19（接続送電サービス）（３）ニに準じて適用いたします。

ホ　そ　　の　　他

臨時接続送電サービス料金の計算における合計金額の単位は，１円とし，その端数は，切り捨てます。

（４） そ　の　他

イ　当社は，原則として供給設備を常置いたしません。

ロ　契約使用期間満了後さらに継続して臨時接続送電サービスを利用することを希望される場合で，契約使用期間満了の日の翌日から新たに定める契約使用期間満了の日までが１年未満となるときは，臨時接続送電サービスを適用いたします。

ハ　その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，19（接続送電サービス）に準ずるものといたします。ただし，19（接続送電サービス）（４）は，適用いたしません。

21　予備送電サービス

（１） 適　用　範　囲

高圧または特別高圧で受電または供給する場合で，19（接続送電サービス）を利用される契約者または発電契約者が受電地点および供給地点ごとに予備電線路の利用を希望される次の場合に適用いたします。

イ　予備送電サービスＡ

常時利用変電所から常時利用と同位の電圧で利用する場合

ロ　予備送電サービスＢ

常時利用変電所以外の変電所を利用する場合または常時利用変電所から常時利用と異なった電圧（高圧および特別高圧に限ります。）で利用する場合

（２） 予備送電サービス契約電力

予備送電サービス契約電力は，受電地点については当該受電地点における契約受電電力の値，供給地点については当該供給地点における接続送電サービス契約電力の値とし，受電地点および供給地点ごとに定めます。ただし，契約者または発電契約者に特別の事情がある場合で，契約者または発電契約者が契約受電電力または接続送電サービス契約電力の値と異なる予備送電サービス契約電力を希望されるときの予備送電サービス契約電力

は，発電場所における発電設備等の出力および負荷の実情ならびに需要場所における１年間を通じての最大の負荷等負荷の実情に応じて，契約者または発電契約者と当社との協議により，受電地点および供給地点ごとに定めます。この場合の予備送電サービス契約電力は，原則として50キロワットを下回らないものといたします。

（３） 予備送電サービス料金

予備送電サービス料金は，供給地点ごとに，予備送電サービスの利用の有無にかかわらず，１月につき次のとおりといたします。

なお，供給地点における予備送電サービスによって使用した電気の電力量は，接続送電サービスによって使用した電気の電力量とみなします。

また，特別高圧で常時利用される供給地点で，高圧で予備送電サービスを利用される場合には，予備送電サービスの供給電圧は，常時利用される電圧と同位の電圧とみなします。この場合，予備送電サービス契約電力および予備送電サービスによって使用した電気の電力量は，予備送電サービス料金および接続送電サービス料金の算定上，常時利用される電圧と同位の電圧にするために修正したものといたします。

イ　予備送電サービスＡ

予備送電サービス 契約電力 １キロワットにつき	高圧で供給する場合	**87円62銭**
	特別高圧で供給する場合	**71円13銭**

ロ　予備送電サービスＢ

予備送電サービス 契約電力 １キロワットにつき	高圧で供給する場合	**109円20銭**
	特別高圧で供給する場合	**86円37銭**

（４） 力率割引および割増し

力率割引および割増しはいたしません。ただし，19（接続送電サービス）(３)ニの力率割引および割増しの適用上，供給地点における予備送電サービスによって使用した電気の電力量は，原則として接続送電サービスによって使用した電気の電力量とみなします。

（５） そ　の　他

イ　予備送電サービス料金の計算における合計金額の単位は，１円とし，

その端数は，切り捨てます。

ロ　受電地点の予備送電サービスは，他の発電量調整供給契約等と共用することができます。

ハ　当社が分割接続供給を行なう供給地点において，予備電線路の利用を希望される場合は，原則として，それぞれの契約者が適用している接続送電サービスごとに予備送電サービスを適用するものとし，それぞれの契約者に係る予備送電サービスの取扱いは，（１），（２），（３），（４），（５）イおよび（５）ロに準ずるものといたします。また，この場合は，33（料金の算定）(12)にもとづき料金の調整を行なうために，１供給地点につき，１予備送電サービスを適用したときの予備送電サービス料金をあわせて算定するものとし，当該予備送電サービスの取扱いは，（１），（２），（３），（４），（５）イおよび（５）ロに準ずるものといたします。

22　系統連系受電サービス

（１）　適　用　範　囲

小売電気事業，当社以外の一般送配電事業，特定送配電事業または自己等への電気の供給の用に供するために当社が受電する電気に適用いたします。ただし，当社との特定契約に係る電気には適用いたしません。

（２）　系統連系受電課金対象電力

各月の系統連系受電課金対象電力は，次によって受電地点ごとに，発電バランシンググループごとに定めます。

イ　発電場所が１発電バランシンググループに属している場合

(ｲ)　発電設備等に係る供給地点において電灯定額接続送電サービスが適用されている場合

系統連系受電課金対象電力は，同時最大受電電力といたします。

(ﾛ)　(ｲ)以外の場合

系統連系受電課金対象電力は，同時最大受電電力から発電設備等に係る供給地点におけるその１月の接続送電サービス契約電力（発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は，１接続送電サービスを適用したときのその１月の接続送電サービス契約

電力といたします。）を差し引いた値といたします。ただし，差し引いた値が零を下回る場合の系統連系受電課金対象電力は，零といたします。

ロ　発電場所が複数の発電バランシンググループに属している場合

(ｲ)　発電設備等に係る供給地点において電灯定額接続送電サービスが適用されている場合

発電バランシンググループごとの系統連系受電課金対象電力は，同時最大受電電力を契約受電電力の比であん分してえた値といたします。

(ﾛ)　(ｲ)以外の場合

発電バランシンググループごとの系統連系受電課金対象電力は，同時最大受電電力を契約受電電力の比であん分してえた値から，発電設備等に係る供給地点のその１月の接続送電サービス契約電力（発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は，１接続送電サービスを適用したときのその１月の接続送電サービス契約電力といたします。）を契約受電電力の比であん分してえた値を差し引いた値といたします。ただし，差し引いた値が零を下回る場合の系統連系受電課金対象電力は，零といたします。

ハ　イおよびロにおいて，系統連系受電課金対象電力の算定上，次のものについても接続送電サービス契約電力１キロワットとみなします。

(ｲ)　臨時接続送電サービス契約電力（発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は，１臨時接続送電サービスを適用したときの臨時接続送電サービス契約電力といたします。）１キロワット

(ﾛ)　接続送電サービス契約電流または臨時接続送電サービス契約電流10アンペア

ただし，接続送電サービス契約電流が５アンペアの場合は，0.5キロワットとみなし，15アンペアの場合は，1.5キロワットとみなします。

(ﾊ)　接続送電サービス契約容量または臨時接続送電サービス契約容量１キロボルトアンペア

(ﾆ)　電灯臨時定額接続送電サービスにおける契約負荷設備の総容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，各契約負荷設備ごとに別表４〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）１キロボルトアンペア

ただし，電灯臨時定額接続送電サービスにおける契約負荷設備の総容量の端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。

(ﾎ)　附則４（揚水発電設備等が設置された需要場所に接続供給を行なう場合の特別措置）の適用を受けている場合の接続供給課金対象電力（揚水発電設備または蓄電池〔以下「揚水発電設備等」といいます。〕に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は，１接続送電サービスまたは１臨時接続送電サービスを適用したときの接続供給課金対象電力といたします。）１キロワット

（３）　系統連系受電サービス料金

系統連系受電サービス料金は，受電地点ごとに，発電バランシンググループごとに算定された基本料金および電力量料金の合計から系統設備効率化割引額を差し引いたものといたします。

イ　基　本　料　金

基本料金は，１月につき次のとおりといたします。ただし，まったく発電または放電しない場合（他の発電量調整供給契約等と同一計量する場合等は，その１月のすべての発電量調整供給等に係る発電量調整受電電力量等が零であるときに限ります。）の基本料金は，半額といたします。

系統連系受電課金対象電力１キロワットにつき	87円01銭

ロ　電 力 量 料 金

電力量料金は，その１月の発電量調整受電電力量によって算定いたします。

１キロワット時につき	28銭

ハ　系統設備効率化割引

系統設備効率化割引は，基幹系統設備効率化および送電ロス削減割引

（以下「系統設備効率化割引Ａ」といいます。）および特別高圧系統設備効率化割引（以下「系統設備効率化割引Ｂ」といいます。）とし，受電地点ごとに，発電バランシンググループごとに，次により算定いたします。

(ｲ)　適　　用

ａ　系統設備効率化割引Ａ

受電地点について当社が選定した変電所等（以下「連系変電所等」といいます。）が割引対象変電所等（別表２〔系統設備効率化割引の対象変電所等〕（１）に定める割引区分Ａ－１，Ａ－２またはＡ－３に該当する変電所等といたします。）の場合に適用いたします。

なお，連系変電所等は，あらかじめ発電者にお知らせいたします。

ｂ　系統設備効率化割引Ｂ

低圧または高圧で受電する場合で，連系変電所等が割引対象変電所等（別表２〔系統設備効率化割引の対象変電所等〕（１）に定める割引区分Ｂ－１またはＢ－２に該当する変電所等といたします。）のときに適用いたします。

なお，連系変電所等は，あらかじめ発電者にお知らせいたします。

(ﾛ)　系統設備効率化割引単価

系統設備効率化割引単価は，ａの系統設備効率化割引Ａ単価およびｂの系統設備効率化割引Ｂ単価を合計した値といたします。

ａ　系統設備効率化割引Ａ単価

系統設備効率化割引Ａに係る単価とし，１月につき次のとおりといたします。

(a)　受電電圧が標準電圧140,000ボルトをこえる場合

	連系変電所等	単　価
系統連系受電課金対象電力１キロワットにつき	別表２（系統設備効率化割引の対象変電所等）（１）の割引区分Ａ－１の場合	**30円86銭**
	別表２（系統設備効率化割引の対象変電所等）（１）の割引区分Ａ－２の場合	**5円72銭**
	別表２（系統設備効率化割引の対象変電所等）（１）の割引区分Ａ－３の場合	**2円86銭**

(b)　(a)以外の場合

	連系変電所等	単　価
系統連系受電課金対象電力１キロワットにつき	別表２（系統設備効率化割引の対象変電所等）（１）の割引区分Ａ－１の場合	30円86銭
	別表２（系統設備効率化割引の対象変電所等）（１）の割引区分Ａ－２の場合	11円44銭
	別表２（系統設備効率化割引の対象変電所等）（１）の割引区分Ａ－３の場合	5円72銭

ｂ　系統設備効率化割引Ｂ単価

系統設備効率化割引Ｂに係る単価とし，１月につき次のとおりといたします。

	連系変電所等	単　価
系統連系受電課金対象電力１キロワットにつき	別表２（系統設備効率化割引の対象変電所等）（１）の割引区分Ｂ－１の場合	48円99銭
	別表２（系統設備効率化割引の対象変電所等）（１）の割引区分Ｂ－２の場合	17円80銭

(ﾊ)　系統設備効率化割引額

系統設備効率化割引額は，（２）の系統連系受電課金対象電力に(ﾛ)の系統設備効率化割引単価を乗じてえた金額といたします。ただし，まったく発電または放電しない場合（他の発電量調整供給契約等と同一計量する場合等は，その１月のすべての発電量調整供給等に係る発電量調整受電電力量等が零であるときに限ります。）の系統設備効率化割引額は，半額といたします。

ニ　そ　　の　　他

系統連系受電サービス料金の計算における合計金額の単位は，１円とし，その端数は，切り捨てます。

23　発電量調整受電計画差対応電力

（１）　適　　用

発電バランシンググループにおいて，39（給電指令の実施等）（５）または(６)により補給される電気を使用されていないときに適用いたします。

（２）　発電量調整受電計画差対応電力

イ　発電量調整受電計画差対応補給電力

(ｲ)　適　用　範　囲

30分ごとの発電量調整受電電力量が，その30分の発電量調整受電計

画電力量を下回る場合に生じた不足電力の補給にあてるための電気に適用いたします。

(ﾛ)　発電量調整受電計画差対応補給電力料金

発電量調整受電計画差対応補給電力料金は，30分ごとの発電量調整受電計画差対応補給電力量に(ﾊ)の発電量調整受電計画差対応補給電力料金単価を適用してえられる金額のその１月の合計といたします。

(ﾊ)　発電量調整受電計画差対応補給電力料金単価

発電量調整受電計画差対応補給電力料金単価は，一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則（以下「託送供給等約款料金算定規則」といいます。）第27条にもとづきインバランス料金として算定される金額に消費税等相当額（消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。）を加えた金額とし，当社が30分ごとに設定するものといたします。

ロ　発電量調整受電計画差対応余剰電力

(ｲ)　適　用　範　囲

30分ごとの発電量調整受電電力量が，その30分の発電量調整受電計画電力量を上回る場合の送電超過分電力について，当社が購入する電気に適用いたします。

(ﾛ)　発電量調整受電計画差対応余剰電力料金

発電量調整受電計画差対応余剰電力料金は，30分ごとの発電量調整受電計画差対応余剰電力量に(ﾊ)の発電量調整受電計画差対応余剰電力料金単価を適用してえられる金額のその１月の合計といたします。

(ﾊ)　発電量調整受電計画差対応余剰電力料金単価

発電量調整受電計画差対応余剰電力料金単価は，託送供給等約款料金算定規則第27条にもとづきインバランス料金として算定される金額に消費税等相当額を加えた金額とし，当社が30分ごとに設定するものといたします。

24　接続対象計画差対応電力

（１）　適　　用

39（給電指令の実施等）（４）により補給される電気を使用されていないときに適用いたします。

（２） 接続対象計画差対応電力

イ 接続対象計画差対応補給電力

(ｲ) 適 用 範 囲

30分ごとの接続対象電力量が，その30分の接続対象計画電力量を上回る場合に生じた不足電力の補給にあてるための電気に適用いたします。

(ﾛ) 接続対象計画差対応補給電力料金

接続対象計画差対応補給電力料金は，30分ごとの接続対象計画差対応補給電力量に(ﾊ)の接続対象計画差対応補給電力料金単価を適用してえられる金額のその１月の合計といたします。

(ﾊ) 接続対象計画差対応補給電力料金単価

接続対象計画差対応補給電力料金単価は，託送供給等約款料金算定規則第27条にもとづきインバランス料金として算定される金額に消費税等相当額を加えた金額とし，当社が30分ごとに設定するものといたします。

ロ 接続対象計画差対応余剰電力

(ｲ) 適 用 範 囲

30分ごとの接続対象電力量が，その30分の接続対象計画電力量を下回る場合の送電超過分電力について，当社が購入する電気に適用いたします。

(ﾛ) 接続対象計画差対応余剰電力料金

接続対象計画差対応余剰電力料金は，30分ごとの接続対象計画差対応余剰電力量に(ﾊ)の接続対象計画差対応余剰電力料金単価を適用してえられる金額のその１月の合計といたします。

(ﾊ) 接続対象計画差対応余剰電力料金単価

接続対象計画差対応余剰電力料金単価は，託送供給等約款料金算定規則第27条にもとづきインバランス料金として算定される金額に消費税等相当額を加えた金額とし，当社が30分ごとに設定するものといた

します。

25　需要抑制量調整受電計画差対応電力

（１）　適　　用

需要抑制バランシンググループに適用いたします。

（２）　需要抑制量調整受電計画差対応電力

イ　需要抑制量調整受電計画差対応補給電力

(ｲ)　適　用　範　囲

30分ごとの需要抑制量調整受電電力量が，その30分の需要抑制量調整受電計画電力量を下回る場合に生じた不足電力の補給にあてるための電気に適用いたします。

(ﾛ)　需要抑制量調整受電計画差対応補給電力料金

需要抑制量調整受電計画差対応補給電力料金は，30分ごとの需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量に(ﾊ)の需要抑制量調整受電計画差対応補給電力料金単価を適用してえられる金額のその１月の合計といたします。

(ﾊ)　需要抑制量調整受電計画差対応補給電力料金単価

需要抑制量調整受電計画差対応補給電力料金単価は，託送供給等約款料金算定規則第27条にもとづきインバランス料金として算定される金額に消費税等相当額を加えた金額とし，当社が30分ごとに設定するものといたします。

ロ　需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力

(ｲ)　適　用　範　囲

30分ごとの需要抑制量調整受電電力量が，その30分の需要抑制量調整受電計画電力量を上回る場合の抑制超過分電力について，当社が購入する電気に適用いたします。

(ﾛ)　需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力料金

需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力料金は，30分ごとの需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量に(ﾊ)の需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力料金単価を適用してえられる金額のその１月の合計と

いたします。

(ハ)　需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力料金単価

需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力料金単価は，託送供給等約款料金算定規則第27条にもとづきインバランス料金として算定される金額に消費税等相当額を加えた金額とし，当社が30分ごとに設定するものといたします。

26　給電指令時補給電力

（１）　契約者に係る給電指令時補給電力料金

イ　適　用　範　囲

39（給電指令の実施等）（４）により補給される電気を使用されているときに適用いたします。

ロ　給電指令時補給電力料金

給電指令時補給電力料金は，ハに定める30分ごとの給電指令時補給電力量にニの給電指令時補給電力料金単価を適用してえられる金額のその１月の合計といたします。

ハ　給電指令時補給電力量

給電指令時補給電力量は，給電指令等の間，31（電力および電力量の算定）(22)により30分ごとに算定された値といたします。

ニ　給電指令時補給電力料金単価

給電指令時補給電力料金単価は，託送供給等約款料金算定規則第27条にもとづきインバランス料金として算定される金額に消費税等相当額を加えた金額とし，当社が30分ごとに設定するものといたします。

（２）　発電契約者に係る給電指令時補給電力料金

イ　適　用　範　囲

39（給電指令の実施等）（５）または（６）により補給される電気を使用されているときに，補給される電気を使用する発電バランシンググループに適用いたします。

ロ　給電指令時補給電力料金

給電指令時補給電力料金は，ハに定める30分ごとの給電指令時補給電

力量にニの給電指令時補給電力料金単価を適用してえられる金額のその１月の合計といたします。

ハ　給電指令時補給電力量

給電指令時補給電力量は，給電指令等の間，31（電力および電力量の算定）(20)により30分ごとに算定された値といたします。

ニ　給電指令時補給電力料金単価

給電指令時補給電力料金単価は，託送供給等約款料金算定規則第27条にもとづきインバランス料金として算定される金額に消費税等相当額を加えた金額とし，当社が30分ごとに設定するものといたします。ただし，39（給電指令の実施等）（２）ホの場合で，当社の電力系統における電気の潮流が系統安定度等にもとづき算定される運用可能な容量を超過し，または超過するおそれがある場合に出力の抑制を実施することを前提として連系を行なった発電設備等（以下「ノンファーム電源」といいます。）に対して出力の抑制を実施したときは，39（給電指令の実施等）（５）により補給される電気を使用されているときの翌日取引を行なうための卸電力取引市場における30分ごとの売買取引の価格（売買取引に係る電力の受渡しが連系設備の送電容量等による制限を受けるものとして当社の供給区域において売買取引を行なうものに限ります。）に消費税等相当額を加えた金額とし，当社が30分ごとに設定するものといたします。また，当社が指定する要件を有する発電設備等またはノンファーム電源以外の発電設備等（以下「ファーム電源」といいます。）であって別途当社と給電指令時補給電力料金に関する契約を締結する設備については，当該契約によるものといたします。

Ⅳ　料金の算定および支払い

27　料金の適用開始の時期

接続供給に係る料金は，当社所定の様式に記載された接続供給の開始日から適用し，発電量調整供給に係る料金は，当社所定の様式に記載された発電量調整供給の開始日から適用し，需要抑制量調整供給に係る料金は，当社所定の様式に記載された需要抑制量調整供給の開始日から適用いたします。ただし，接続供給，発電量調整供給もしくは需要抑制量調整供給の準備着手前に接続供給，発電量調整供給もしくは需要抑制量調整供給の開始延期の申入れがあった場合または契約者，発電契約者，需要抑制契約者，発電者もしくは需要者のいずれの責めともならない理由によって接続供給，発電量調整供給もしくは需要抑制量調整供給が開始されない場合は，あらためて契約者，発電契約者または需要抑制契約者と当社との協議によって定められた接続供給，発電量調整供給または需要抑制量調整供給の開始日から適用いたします。

28　検　　針　　日

検針日は，次により，実際に検針を行なった日または検針を行なったものとされる日といたします。

（１）　検針は，受電地点または供給地点ごとに当社があらかじめお知らせした日（当社が受電地点または供給地点の属する検針区域に応じて定めた毎月一定の日〔以下「検針の基準となる日」といいます。〕および休日等を考慮して定めます。）に，各月ごとに行ないます。

なお，高圧で受電する場合で契約受電電力が500キロワット以上のとき，高圧で供給する場合で19（接続送電サービス）（２）ロによって契約電力を定めるとき，または特別高圧で受電もしくは供給する場合の検針日は，当社が検針日を定める場合を除き，実際に検針を行なった日にかかわらず，毎月１日といたします。

また，受電地点または供給地点が同一の発電場所または需要場所にある場合は，受電地点における検針日と供給地点における検針日は，原則とし

て同一の日といたします。

（２） 発電者または需要者が不在等のため検針できなかった場合は，検針に伺った日に検針を行なったものといたします。

（３） 当社は，やむをえない事情のある場合には，（１）にかかわらず，当社があらかじめお知らせした日以外の日に検針を行なうことがあります。

（４） 当社は，次の場合には，（１）にかかわらず，各月ごとに検針を行なわないことがあります。

なお，当社は，ロの場合は，非常変災等の場合を除き，あらかじめ契約者または発電契約者の承諾をえるものといたします。

イ 契約者または発電契約者が受電地点または供給地点を新たに設定した日から，その直後の受電地点または供給地点の属する検針区域の検針日までの期間が短い場合

ロ その他特別の事情がある場合

（５）（３）の場合で，検針を行なったときは，当社があらかじめお知らせした日に検針を行なったものといたします。

（６）（４）イの場合で，検針を行なわなかったときは，契約者または発電契約者が受電地点または供給地点を新たに設定した日の直後の受電地点または供給地点の属する検針区域の検針日に検針を行なったものといたします。

（７）（４）ロの場合で，検針を行なわなかったときは，検針を行なわない月については，当社があらかじめお知らせした日に検針を行なったものといたします。

29 料金の算定期間

（１） 送電サービス料金の算定期間は，次によります。

イ 前月の計量日（接続供給の場合，当社があらかじめ契約者にお知らせする電力量または最大需要電力等が記録型計量器に記録される日をいいます。）から当月の計量日の前日までの期間（以下「供給側計量期間」といいます。）といたします。ただし，契約者が供給地点を新たに設定し，または供給地点を消滅させる場合の料金の算定期間は，その供給地点を新たに設定した日から直後の計量日の前日までの期間または直前の

計量日から消滅日の前日までの期間といたします。

ロ　定額接続送電サービスの料金または31（電力および電力量の算定）(27)の場合の送電サービス料金の算定期間は，イに準ずるものといたします。この場合，イにいう計量日は，その供給地点の属する検針区域の計量日といたします。ただし，電灯臨時定額接続送電サービスおよび動力臨時定額接続送電サービスの料金の算定期間は，その供給地点を新たに設定した日から翌月の応当日の前日までの期間，または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とすることがあります。

（２）　系統連系受電サービス料金の算定期間は，前月の計量日（発電量調整供給の場合，当社があらかじめ発電契約者および発電者にお知らせする電力量または最大連系電力等が記録型計量器に記録される日をいいます。）から当月の計量日の前日までの期間（以下「受電側計量期間」といいます。）といたします。ただし，発電契約者が受電地点を新たに設定し，または受電地点を消滅させる場合の料金の算定期間は，その受電地点を新たに設定した日から直後の計量日の前日までの期間または直前の計量日から消滅日の前日までの期間といたします。

（３）　発電量調整受電計画差対応補給電力料金，発電量調整受電計画差対応余剰電力料金，接続対象計画差対応補給電力料金，接続対象計画差対応余剰電力料金，需要抑制量調整受電計画差対応補給電力料金，需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力料金および給電指令時補給電力料金の算定期間は，毎月１日から当該月末日までの期間といたします。ただし，接続供給，発電量調整供給もしくは需要抑制量調整供給を開始し，または接続供給契約，発電量調整供給契約もしくは需要抑制量調整供給契約が消滅した場合の料金の算定期間は，開始日から開始日の属する月の末日までの期間または契約が消滅した日の属する月の１日から消滅日の前日までの期間（ただし，特別の事情がある場合は，契約が消滅した日の属する月の１日から消滅日までの期間といたします。）といたします。

30　計　　量

（１）　当社は，次の場合を除き，発電量調整受電電力量および最大連系電力等

は，原則として，受電地点ごとに取り付けた記録型計量器により受電電圧と同位の電圧で，接続供給電力量および最大需要電力等は，原則として，供給地点ごとに取り付けた記録型計量器により供給電圧と同位の電圧で，30分単位で計量いたします。

イ　受電地点において他の発電量調整供給契約等と同一計量する場合は，30分ごとに，受電地点において計量された電力量を原則として38（託送供給等の実施）によりあらかじめ定められたその30分に対する電力量の計画値および仕訳に係る順位にもとづいて仕訳いたします。ただし，発電契約者から発電場所において発電契約者等の負担により，発電契約者等で取り付けた計量器により計量された発電設備等ごとの電力量にもとづく仕訳の申出がある場合で，当社が適当と認めるときは，30分ごとに，受電地点において計量された電力量を当該受電地点における発電設備等ごとの計量器により計量された電力量にもとづいて仕訳することがあります。この場合，仕訳に必要となる発電設備等ごとの電力量は，契約者または発電契約者から当社に通知していただきます。

なお，30分ごとに，受電地点において計量された電力量の仕訳を行なう場合は，31（電力および電力量の算定）の電力および電力量の算定上，仕訳後の電力量を受電地点で計量された電力量とみなします。

ロ　分割接続供給の場合の30分ごとの供給地点で計量された電力量は，次により仕訳いたします。この場合，31（電力および電力量の算定）の電力および電力量の算定上，仕訳後の電力量を供給地点で計量された電力量とみなします。

(ｲ)　15（供給および契約の単位）（２）イ(ｲ)により当社が分割接続供給を行なう場合

ａ　供給地点で計量された電力量が通告電力量を下回る場合

原則として，非需要追随供給者に係る電力量は，供給地点で計量された電力量とし，需要追随供給者に係る電力量は，零といたします。

ｂ　供給地点で計量された電力量が通告電力量と一致または上回る場合

非需要追随供給者に係る電力量は，通告電力量とし，需要追随供給者に係る電力量は，次の式によります。

需要追随供給者に係る電力量
＝供給地点で計量された電力量－通告電力量

(ﾛ) 15（供給および契約の単位）（２）イ(ﾛ)により当社が分割接続供給を行なう場合

a 供給地点で計量された電力量がベース電力量を下回る場合

原則として，非需要追随供給者に係る電力量は，供給地点で計量された電力量とし，需要追随供給者に係る電力量は，零といたします。

b 供給地点で計量された電力量がベース電力量と一致または上回る場合

非需要追随供給者に係る電力量は，ベース電力量とし，需要追随供給者に係る電力量は，次の式によります。

需要追随供給者に係る電力量
＝供給地点で計量された電力量－ベース電力量

(ﾊ) 15（供給および契約の単位）（２）ロにより当社が分割接続供給を行なう場合

それぞれの契約者の供給時間帯によって仕訳いたします。

ただし，33（料金の算定）(10)または(11)にもとづき料金の調整を行なうために，１供給地点につき，１接続送電サービスまたは１臨時接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービス料金または臨時接続送電サービス料金を算定するときには，31（電力および電力量の算定）の電力および電力量の算定上，仕訳前の電力量を供給地点で計量された電力量といたします。

（２） 受電地点または供給地点ごとの計量の結果は，各月ごとにすみやかに契約者または発電契約者および発電者にお知らせいたします。

なお，発電者への受電地点の計量の結果のお知らせは，発電契約者を通

じて行ないます。

（３） 技術上，経済上やむをえない場合等特別の事情がある場合は，計量器を取り付けないことがあります。

31 電力および電力量の算定

（１） 発電量調整受電電力

発電量調整受電電力は，発電量調整供給の場合で，受電地点で計量された電力量の値を２倍した値とし，受電地点ごとに，30分ごとに，算定いたします。

（２） 発電量調整受電電力量

発電量調整受電電力量は，次のとおりといたします。

イ 発電量調整供給に係る発電設備等が調整電源に該当する場合，受電地点ごとに，30分ごとに，受電地点で計量された電力量といたします。

ロ 発電量調整供給に係る発電設備等が調整電源に該当しない場合，30分ごとに，受電地点で計量された電力量（受電地点が複数ある場合はその合計といたします。）といたします。

ハ 系統連系受電サービスに係る発電量調整受電電力量は，受電地点ごとに，30分ごとに，受電地点で計量された電力量といたします。

また，料金の算定期間の発電量調整受電電力量は，30分ごとの発電量調整受電電力量を，受電地点ごとに，料金の算定期間（ただし，発電契約者が受電地点を消滅させる場合で，特別の事情があるときは，直前の計量日から消滅日までの期間といたします。）において合計した値といたします。

（３） 発電量調整受電計画電力

発電量調整受電計画電力は，（４）の発電量調整受電計画電力量の値を２倍した値とし，30分ごとに算定いたします。

（４） 発電量調整受電計画電力量

発電量調整受電計画電力量は，次のとおりといたします。

イ 発電量調整供給に係る発電設備等が調整電源に該当する場合，受電地点ごとに当社が発電契約者から受電する電気の30分ごとの電力量の計画

値で，発電契約者があらかじめ電力広域的運営推進機関を通じて当社に通知する発電計画といたします。ただし，別表10（発電計画・調達計画・販売計画）に定める当日計画の発電計画と調達計画の合計値が30分ごとに販売計画の値と一致しない等の場合は，別表７（発電量調整受電計画電力量，接続対象計画電力量および需要抑制量調整受電計画電力量に関する取扱い）（１）のとおりといたします。

ロ　発電量調整供給に係る発電設備等が調整電源に該当しない場合，受電地点において当社が発電契約者から受電する電気の30分ごとの電力量の計画値（受電地点が複数ある場合はその合計といたします。）で，発電契約者があらかじめ電力広域的運営推進機関を通じて当社に通知する発電計画といたします。ただし，別表10（発電計画・調達計画・販売計画）に定める当日計画の発電計画と調達計画の合計値が30分ごとに販売計画の値と一致しない等の場合は，別表７（発電量調整受電計画電力量，接続対象計画電力量および需要抑制量調整受電計画電力量に関する取扱い）（１）のとおりといたします。

（５）　接続受電電力

接続受電電力は，接続供給の場合で，（６）の接続受電電力量の値を２倍した値とし，30分ごとに算定いたします。

（６）　接続受電電力量

接続受電電力量は，30分ごとの(12)の接続対象計画電力量といたします。

（７）　接続供給電力

接続供給電力は，（８）の接続供給電力量の値を２倍した値とし，供給地点ごとに，30分ごとに，算定いたします。

（８）　接続供給電力量

接続供給電力量は，供給地点ごとに，30分ごとに，供給地点で計量された電力量といたします。ただし，特別高圧で常時利用される供給地点で，高圧で予備送電サービスを利用される場合には，予備送電サービスに係る接続供給電力量は，供給地点で計量された電力量を常時利用される電圧と同位の電圧にするために修正したものといたします。

また，料金の算定期間の接続供給電力量は，30分ごとの接続供給電力量

を，供給地点ごとに，料金の算定期間（ただし，契約者が供給地点を消滅させる場合で，特別の事情があるときは，直前の計量日から消滅日までの期間といたします。）において合計した値といたします。

なお，時間帯別接続送電サービスを適用する場合の料金の算定期間の時間帯別の接続供給電力量は，時間帯ごとに，30分ごとの接続供給電力量を，供給地点ごとに，料金の算定期間（ただし，契約者が供給地点を消滅させる場合で，特別の事情があるときは，直前の計量日から消滅日までの期間といたします。）において合計した値といたします。ただし，19（接続送電サービス）（３）イ(ﾊ)および(ﾍ)の場合におけるその１月の夜間時間帯の接続供給電力量は，その１月の接続供給電力量からその１月の昼間時間帯の接続供給電力量を差し引いた値といたします。

（９） 接続対象電力

接続対象電力は，(10)の接続対象電力量の値を２倍した値とし，30分ごとに算定いたします。

(10) 接続対象電力量

接続対象電力量は，30分ごとに，イまたはロによって算定された値（供給地点が複数ある場合はその合計といたします。）といたします。

イ 需要場所が需要抑制バランシンググループに属さない場合または需要場所が需要抑制バランシンググループに属する場合で需要抑制契約者があらかじめ通知した(16)の需要抑制量調整受電計画電力量が零となるときは，次の式により算定された値といたします。

$$\text{接続供給電力量} \times \frac{1}{1 - \text{損失率（32〔損失率〕に定める損失率といたします。）}}$$

ロ 需要抑制契約者があらかじめ通知した(16)の需要抑制量調整受電計画電力量が零をこえる場合は，あらかじめ定めた(ｲ)または(ﾛ)により算定された値といたします。

(ｲ) 需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量および需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量の算定方法として，(14)イを適用している場

合は，次のａまたはｂによって算定された値

ａ　１ベースラインに係る需要場所を単一とする場合

(a)　当該需要場所に係る供給地点で計量された接続供給電力量を損失率で修正した値が，ベースラインを上回るとき。

$$\left\{\text{接続供給電力量} \times \frac{1}{1 - \text{損失率（32〔損失率〕に定める損失率といたします。）}}\right\} - \text{需要抑制量調整受電計画電力量}$$

(b)　当該需要場所に係る供給地点で計量された接続供給電力量を損失率で修正した値が，ベースラインと一致またはベースラインを下回り，かつ，ベースラインから需要抑制量調整受電計画電力量を差し引いた値と一致または需要抑制量調整受電計画電力量を差し引いた値を上回るとき。

ベースライン－需要抑制量調整受電計画電力量

(c)　当該需要場所に係る供給地点で計量された接続供給電力量を損失率で修正した値が，ベースラインから需要抑制量調整受電計画電力量を差し引いた値を下回るとき。

$$\text{接続供給電力量} \times \frac{1}{1 - \text{損失率（32〔損失率〕に定める損失率といたします。）}}$$

ｂ　１ベースラインに係る需要場所を複数とする場合

(a)　当該需要場所に係る供給地点で計量された接続供給電力量を損失率で修正した値の合計値が，ベースラインを上回るとき。

当該需要場所に係る(d)によって算定された値の合計値
－需要抑制量調整受電計画電力量

(b)　当該需要場所に係る供給地点で計量された接続供給電力量を損

失率で修正した値の合計値が，ベースラインと一致またはベースラインを下回り，かつ，ベースラインから需要抑制量調整受電計画電力量を差し引いた値と一致またはベースラインから需要抑制量調整受電計画電力量を差し引いた値を上回るとき。

ベースライン－需要抑制量調整受電計画電力量

(c)　当該需要場所に係る供給地点で計量された接続供給電力量を損失率で修正した値の合計値が，ベースラインから需要抑制量調整受電計画電力量を差し引いた値を下回るとき。

当該需要場所に係る(d)によって算定された値の合計値

(d)　(a)および(c)にいう(d)によって算定された値とは，次の式により算定された値といたします。

$$\text{接続供給電力量} \times \frac{1}{1 - \text{損失率（32〔損失率〕に定める損失率といたします。）}}$$

(ﾛ)　需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量および需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量の算定方法として，(14)ロを適用している場合は，次の式によって算定された値

ベースライン－需要抑制量調整受電計画電力量

(11)　接続対象計画電力

接続対象計画電力は，(12)の接続対象計画電力量の値を２倍した値とし，30分ごとに算定いたします。

(12)　接続対象計画電力量

接続対象計画電力量は，30分ごとの接続対象電力量の計画値（供給地点が複数ある場合はその合計といたします。）で，契約者があらかじめ電力広域的運営推進機関を通じて当社に通知する需要想定値といたします。ただし，別表９（需要計画・調達計画・販売計画）に定める当日計画の需要

想定値に対する取引計画（調達計画から販売計画を差し引いたものといたします。）が30分ごとに需要想定値と一致しない等の場合は，別表７（発電量調整受電計画電力量，接続対象計画電力量および需要抑制量調整受電計画電力量に関する取扱い）（２）のとおりといたします。

(13)　需要抑制量調整受電電力

需要抑制量調整受電電力は，(14)の需要抑制量調整受電電力量の値を２倍した値とし，30分ごとに算定いたします。

(14)　需要抑制量調整受電電力量

需要抑制量調整受電電力量は，当社が需要抑制契約者から受電する30分ごとの電力量で，需要場所ごとに，あらかじめ定めたイまたはロによって算定された値といたします。

イ　需要抑制量調整受電計画電力量を上限として，需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量および需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量を算定する場合は，次の式によって算定された値

(ｲ)　当該需要場所に係る供給地点で計量された接続供給電力量を損失率で修正した値（１ベースラインに係る需要場所を複数とする場合は，当該需要場所に係る供給地点で計量された接続供給電力量を損失率で修正した値の合計値といたします。）が，ベースラインを上回る場合

需要抑制量調整受電電力量＝０

(ﾛ)　当該需要場所に係る供給地点で計量された接続供給電力量を損失率で修正した値（１ベースラインに係る需要場所を複数とする場合は，当該需要場所に係る供給地点で計量された接続供給電力量を損失率で修正した値の合計値といたします。）がベースラインと一致またはベースラインを下回り，かつ，ベースラインから需要抑制量調整受電計画電力量を差し引いた値と一致またはベースラインから需要抑制量調整受電計画電力量を差し引いた値を上回る場合

需要抑制量調整受電電力量

＝ベースライン

$$-\left\{\text{接続供給電力量}\times\frac{1}{1-\text{損失率（32〔損失率〕に定める損失率といたします。）}}\right\}$$

(ハ)　当該需要場所に係る供給地点で計量された接続供給電力量を損失率で修正した値（１ベースラインに係る需要場所を複数とする場合は，当該需要場所に係る供給地点で計量された接続供給電力量を損失率で修正した値の合計値といたします。）が，ベースラインから需要抑制量調整受電計画電力量を差し引いた値を下回る場合

需要抑制量調整受電電力量＝需要抑制量調整受電計画電力量

ロ　イ以外の場合は，次の式によって算定された値（１ベースラインに係る需要場所を複数とする場合，ベースラインから差し引く値は，当該需要場所に係る供給地点で計量された接続供給電力量を損失率で修正した値の合計値といたします。）

需要抑制量調整受電電力量

＝ベースライン

$$-\left\{\text{接続供給電力量}\times\frac{1}{1-\text{損失率（32〔損失率〕に定める損失率といたします。）}}\right\}$$

ただし，上式の値が負となる場合，需要抑制量調整受電電力量は零といたします。

(15)　需要抑制量調整受電計画電力

需要抑制量調整受電計画電力は，(16)の需要抑制量調整受電計画電力量の値を２倍した値とし，30分ごとに算定いたします。

(16)　需要抑制量調整受電計画電力量

需要抑制量調整受電計画電力量は，当社が需要抑制契約者から受電する

電気の30分ごとの電力量の計画値で，需要場所ごとに，需要抑制契約者があらかじめ電力広域的運営推進機関を通じて当社に通知する需要抑制計画値といたします。ただし，１ベースラインに係る需要場所を複数とする場合は，当該ベースラインにもとづく需要抑制量調整受電計画電力量といたします。また，別表11（需要抑制計画・調達計画・販売計画・ベースライン）に定める当日計画の調達計画が30分ごとに販売計画の値と一致しない等の場合は，別表７（発電量調整受電計画電力量，接続対象計画電力量および需要抑制量調整受電計画電力量に関する取扱い）（３）のとおりといたします。

(17)　ベースライン

ベースラインは，需要抑制量調整供給に係る需要抑制を行なわない場合の需要場所に係る供給地点で計量される接続供給電力量を損失率で修正した電力量の計画値で，需要場所ごと（15〔供給および契約の単位〕（１）イまたはロの場合は１接続送電サービスまたは１臨時接続送電サービスごとといたします。）に，需要抑制契約者があらかじめ電力広域的運営推進機関を通じて当社に通知するものといたします。ただし，需要抑制契約者が１ベースラインに係る需要場所を複数とする場合は，当該複数の需要場所に対して１ベースラインといたします。

(18)　最大連系電力等

最大連系電力等は，次のとおりといたします。

イ　低圧で受電する場合

発電量調整受電電力の最大値といたします。

ロ　高圧または特別高圧で受電する場合

30分ごとの連系電力の最大値であって，記録型計量器により計量される値といたします。

(19)　最大需要電力等

最大需要電力等は，次のとおりといたします。

イ　低圧で供給する場合

接続供給電力の最大値といたします。

ロ　高圧または特別高圧で供給する場合

30分ごとの需要電力の最大値であって，記録型計量器により計量される値といたします。

なお，当社が分割接続供給を行なう供給地点における，それぞれの契約者に係る最大需要電力等は，次のとおりといたします。

(ｲ)　15（供給および契約の単位）（２）イ(ｲ)により当社が分割接続供給を行なう場合

非需要追随供給者に係る最大需要電力等および需要追随供給者に係る最大需要電力等は，それぞれの契約者に係る接続供給電力の最大値等といたします。

(ﾛ)　15（供給および契約の単位）（２）イ(ﾛ)により当社が分割接続供給を行なう場合

ａ　当該供給地点における最大需要電力等が非需要追随供給者に係る接続送電サービス契約電力または臨時接続送電サービス契約電力と一致または上回る場合

非需要追随供給者に係る最大需要電力等は，当該契約者に係る接続送電サービス契約電力または臨時接続送電サービス契約電力とし，需要追随供給者に係る最大需要電力等は，当該供給地点における最大需要電力等から，非需要追随供給者に係る接続送電サービス契約電力または臨時接続送電サービス契約電力を差し引いた値といたします。

ｂ　当該供給地点における最大需要電力等が非需要追随供給者に係る接続送電サービス契約電力または臨時接続送電サービス契約電力を下回る場合

非需要追随供給者に係る最大需要電力等は，当該供給地点における最大需要電力等とし，需要追随供給者に係る最大需要電力等は，零といたします。

(ﾊ)　15（供給および契約の単位）（２）ロにより当社が分割接続供給を行なう場合

それぞれの契約者に係る最大需要電力等は，それぞれの契約者に係る接続供給電力の最大値等といたします。

(20)　発電量調整受電計画差対応補給電力量

発電量調整受電計画差対応補給電力量は，発電バランシンググループごとにイまたはロによって算定された値の合計といたします。

イ　発電量調整供給に係る発電設備等が調整電源に該当する場合で，（２）イにより計量された30分ごとの発電量調整受電電力量が（４）イにより通知されたその30分における発電量調整受電計画電力量を下回るときに，30分ごとに，次の式により算定された値といたします。ただし，発電量調整受電計画差対応補給電力量の算定上，調整電源の故障等が発生した場合を除き，（２）イにかかわらず，その30分ごとの発電量調整受電計画電力量をその30分ごとの発電量調整受電電力量とみなします。

発電量調整受電計画差対応補給電力量
＝発電量調整受電計画電力量－発電量調整受電電力量

ロ　発電量調整供給に係る発電設備等が調整電源に該当しない場合は，次の(ｲ)，(ﾛ)および(ﾊ)によって算定された値といたします。

(ｲ)　（２）ロにより計量された30分ごとの発電量調整受電電力量が（４）ロにより通知されたその30分における発電量調整受電計画電力量を下回る場合に，30分ごとに，次の式により算定された値といたします。

発電量調整受電計画差対応補給電力量
＝発電量調整受電計画電力量－発電量調整受電電力量

(ﾛ)　次の場合で，給電指令時補給を行なったときは，発電量調整受電計画差対応補給電力量の算定上，（２）ロにかかわらず，当該発電設備等の30分ごとの発電量調整受電計画電力量を当該受電地点における30分ごとの発電量調整受電電力量とみなします。この場合，当該発電設備等の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量の算定上，当該受電地点のみによる発電バランシンググループが設定されているとみなし，その発電量調整受電計画差対応補給電力量は，30分ごとに，次の式により算定された値といたします。

発電量調整受電計画差対応補給電力量
＝発電量調整受電計画電力量－発電量調整受電電力量

a　当社が指定する要件を有する発電設備等であって別途当社と給電指令時補給電力料金に関する契約を締結する設備に対して出力の抑制を実施した場合

b　39（給電指令の実施等）（２）イの場合で，原則として30分ごとの実需給の開始時刻の１時間前以降に発電量調整供給に係る発電設備等に対してあらかじめ当社が指定した送電線１回線，変圧器１台その他の電力設備の単一故障の発生時に保護装置により行なわれるすみやかな発電抑制または発電遮断（以下「Ｎ－１電制」といいます。）を実施したとき。

c　39（給電指令の実施等）（２）ホの場合で，発電量調整供給に係る発電設備等に対して出力の抑制を実施したとき。

d　39（給電指令の実施等）（２）への場合で，ファーム電源に対して出力の抑制を実施したとき。

(ハ)　次の場合で，給電指令時補給を行なったときは，発電量調整受電計画差対応補給電力量の算定上，（２）ロにかかわらず，当該発電設備等の30分ごとの発電量調整受電計画電力量を当該受電地点における30分ごとの発電量調整受電電力量とみなします。この場合，当該発電設備等の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量の算定上，当該受電地点のみによる発電バランシンググループが設定されているとみなし，その発電量調整受電計画差対応補給電力量は，30分ごとに，次により算定された値といたします。

a　39（給電指令の実施等）（２）イ，ロ，ハまたはトの場合の給電指令等および39（給電指令の実施等）（２）ホの場合の給電指令等により，同時に出力の抑制を実施した場合

(a)　発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が，39（給電指令の実施等）（２）ホによる出力抑制対象電力量（39〔給電指令の実施等〕（２）ホの場合の出力の抑制に係る

電力量をいいます。）を下回る場合

39（給電指令の実施等）（２）ホによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，次の式により算定された値とし，39（給電指令の実施等）（２）イ，ロ，ハまたはトによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，零といたします。

発電量調整受電計画差対応補給電力量
＝発電量調整受電計画電力量－発電量調整受電電力量

(b)　発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が，39（給電指令の実施等）（２）ホによる出力抑制対象電力量と一致または上回る場合

39（給電指令の実施等）（２）ホによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，39（給電指令の実施等）（２）ホによる出力抑制対象電力量とし，39（給電指令の実施等）（２）イ，ロ，ハまたはトによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，次の式により算定された値といたします。

発電量調整受電計画差対応補給電力量
＝発電量調整受電計画電力量
－39（給電指令の実施等）（２）ホによる出力抑制対象電力量
－発電量調整受電電力量

b　ファーム電源に対して，39（給電指令の実施等）（２）イ，ロ，ハまたはトの場合の給電指令等および39（給電指令の実施等）（２）への場合の給電指令等により，同時に出力の抑制を実施した場合

(a)　発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が，39（給電指令の実施等）（２）へによる出力抑制対象電

力量（39〔給電指令の実施等〕（２）への場合の出力の抑制に係る電力量をいいます。）を下回る場合

39（給電指令の実施等）（２）へによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，次の式により算定された値とし，39（給電指令の実施等）（２）イ，ロ，ハまたはトによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，零といたします。

発電量調整受電計画差対応補給電力量
＝発電量調整受電計画電力量－発電量調整受電電力量

(b)　発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が，39（給電指令の実施等）（２）へによる出力抑制対象電力量と一致または上回る場合

39（給電指令の実施等）（２）へによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，39（給電指令の実施等）（２）へによる出力抑制対象電力量とし，39（給電指令の実施等）（２）イ，ロ，ハまたはトによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，次の式により算定された値といたします。

発電量調整受電計画差対応補給電力量
＝発電量調整受電計画電力量
－39（給電指令の実施等）（２）へによる出力抑制対象電力量
－発電量調整受電電力量

c　ノンファーム電源であり，かつ，当社が指定する要件を有する発電設備等であって別途当社と給電指令時補給電力料金に関する契約を締結する設備に対して，39（給電指令の実施等）（２）への場合の給電指令等および39（給電指令の実施等）（２）トの場合の給電指令

等により，同時に出力の抑制を実施した場合

(a)　発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が，39（給電指令の実施等）（２）ヘによる出力抑制対象電力量を下回る場合

39（給電指令の実施等）（２）ヘによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，次の式により算定された値とし，39（給電指令の実施等）（２）トによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，零といたします。

発電量調整受電計画差対応補給電力量
＝発電量調整受電計画電力量－発電量調整受電電力量

(b)　発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が，39（給電指令の実施等）（２）ヘによる出力抑制対象電力量と一致または上回る場合

39（給電指令の実施等）（２）ヘによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，39（給電指令の実施等）（２）ヘによる出力抑制対象電力量とし，39（給電指令の実施等）（２）トによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，次の式により算定された値といたします。

発電量調整受電計画差対応補給電力量
＝発電量調整受電計画電力量
－39（給電指令の実施等）（２）ヘによる出力抑制対象電力量
－発電量調整受電電力量

d　39（給電指令の実施等）（２）ホの場合の給電指令等および39（給電指令の実施等）（２）への場合の給電指令等により，同時に出力の抑制を実施した場合

(a)　発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引

いた値が，39（給電指令の実施等）（２）ヘによる出力抑制対象電力量を下回る場合

39（給電指令の実施等）（２）ヘによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，次の式により算定された値とし，39（給電指令の実施等）（２）ホによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，零といたします。

発電量調整受電計画差対応補給電力量
＝発電量調整受電計画電力量－発電量調整受電電力量

(b)　発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が，39（給電指令の実施等）（２）ヘによる出力抑制対象電力量と一致または上回る場合

39（給電指令の実施等）（２）ヘによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，39（給電指令の実施等）（２）ヘによる出力抑制対象電力量とし，39（給電指令の実施等）（２）ホによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，次の式により算定された値といたします。

発電量調整受電計画差対応補給電力量
＝発電量調整受電計画電力量
－39（給電指令の実施等）（２）ヘによる出力抑制対象電力量
－発電量調整受電電力量

e　39（給電指令の実施等）（２）イ，ロ，ハまたはトの場合の給電指令等，39（給電指令の実施等）（２）ホの場合の給電指令等および39（給電指令の実施等）（２）への場合の給電指令等により，同時に出力の抑制を実施した場合

(a)　発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が，39（給電指令の実施等）（２）ヘによる出力抑制対象電

力量を下回る場合

39（給電指令の実施等）（２）ヘによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，次の式により算定された値とし，39（給電指令の実施等）（２）イ，ロ，ハまたはトによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給および39（給電指令の実施等）（２）ホによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，零といたします。

発電量調整受電計画差対応補給電力量

＝発電量調整受電計画電力量－発電量調整受電電力量

(b)　発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が，39（給電指令の実施等）（２）ヘによる出力抑制対象電力量と一致または上回り，かつ，39（給電指令の実施等）（２）ヘによる出力抑制対象電力量に39（給電指令の実施等）（２）ホによる出力抑制対象電力量を加えた値を下回る場合

39（給電指令の実施等）（２）ヘによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，39（給電指令の実施等）（２）ヘによる出力抑制対象電力量とし，39（給電指令の実施等）（２）ホによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，次の式により算定された値とし，39（給電指令の実施等）（２）イ，ロ，ハまたはトによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，零といたします。

発電量調整受電計画差対応補給電力量

＝発電量調整受電計画電力量

－39（給電指令の実施等）（２）ヘによる出力抑制対象電力量

－発電量調整受電電力量

(c)　発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が，39（給電指令の実施等）（２）ヘによる出力抑制対象電力量に39（給電指令の実施等）（２）ホによる出力抑制対象電力量を加えた値と一致または上回る場合

39（給電指令の実施等）（２）ホによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，39（給電指令の実施等）（２）ホによる出力抑制対象電力量とし，39（給電指令の実施等）（２）ヘによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，39（給電指令の実施等）（２）ヘによる出力抑制対象電力量とし，39（給電指令の実施等）（２）イ，ロ，ハまたはトによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，次の式により算定された値といたします。

発電量調整受電計画差対応補給電力量
＝発電量調整受電計画電力量
－39（給電指令の実施等）（２）ホによる出力抑制対象電力量
－39（給電指令の実施等）（２）ヘによる出力抑制対象電力量
－発電量調整受電電力量

(21)　発電量調整受電計画差対応余剰電力量

発電量調整受電計画差対応余剰電力量は，発電バランシンググループごとにイまたはロによって算定された値の合計といたします。

イ　発電量調整供給に係る発電設備等が調整電源に該当する場合で，（２）イにより計量された30分ごとの発電量調整受電電力量が（４）イにより通知されたその30分における発電量調整受電計画電力量を上回るときに，30分ごとに，次の式により算定された値といたします。ただし，発電量調整受電計画差対応余剰電力量の算定上，調整電源の故障等が発生した場合を除き，（２）イにかかわらず，その30分ごとの発電量調整受電計画電力量をその30分ごとの発電量調整受電電力量とみなします。

発電量調整受電計画差対応余剰電力量

＝発電量調整受電電力量－発電量調整受電計画電力量

ロ　発電量調整供給に係る発電設備等が調整電源に該当しない場合で，(２)ロにより計量された30分ごとの発電量調整受電電力量が(４)ロにより通知されたその30分における発電量調整受電計画電力量を上回るときに，30分ごとに，次の式により算定された値といたします。ただし，当社が指定する要件を有する発電設備等であって別途当社と給電指令時補給電力料金に関する契約を締結する設備に対して出力の抑制を実施し，給電指令時補給を行なった場合，39（給電指令の実施等）(２)イの場合で，原則として30分ごとの実需給の開始時刻の１時間前以降に発電量調整供給に係る発電設備等に対してＮ－１電制を実施し，給電指令時補給を行なったとき，39（給電指令の実施等）(２)ホの場合で，発電量調整供給に係る発電設備等に対して出力の抑制を実施し，給電指令時補給を行なったときまたは39（給電指令の実施等）(２)への場合で，ファーム電源に対して出力の抑制を実施し，給電指令時補給を行なったときは，発電量調整受電計画差対応余剰電力量の算定上，(２)ロにかかわらず，当該発電設備等の30分ごとの発電量調整受電計画電力量を当該受電地点における30分ごとの発電量調整受電電力量とみなします。この場合，当該発電設備等の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量の算定上，当該受電地点のみによる発電バランシンググループが設定されているとみなし，その発電量調整受電計画差対応補給電力量の算定は，(20)ロによるものといたします。

発電量調整受電計画差対応余剰電力量

＝発電量調整受電電力量－発電量調整受電計画電力量

(22)　接続対象計画差対応補給電力量

接続対象計画差対応補給電力量は，30分ごとの接続対象電力量がその30分における接続対象計画電力量を上回る場合に，30分ごとに，次の式により算定された値といたします。ただし，接続対象計画差対応補給電力量の

算定上，調整負荷の使用に係る調整を行なった場合は，（８）にかかわらず，当該供給地点で計量された30分ごとの電力量に当社または当社の供給区域で事業を営む配電事業者が行なった電気の使用に係る調整にもとづきその30分ごとに算定された値を加えた値を，当該供給地点におけるその30分ごとの接続供給電力量とみなし，接続対象電力量を算定いたします。

接続対象計画差対応補給電力量＝接続対象電力量－接続対象計画電力量

(23)　接続対象計画差対応余剰電力量

接続対象計画差対応余剰電力量は，30分ごとの接続対象電力量がその30分における接続対象計画電力量を下回る場合に，30分ごとに，次の式により算定された値といたします。ただし，接続対象計画差対応余剰電力量の算定上，調整負荷の使用に係る調整を行なった場合は，（８）にかかわらず，当該供給地点で計量された30分ごとの電力量に当社または当社の供給区域で事業を営む配電事業者が行なった電気の使用に係る調整にもとづきその30分ごとに算定された値を加えた値を，当該供給地点におけるその30分ごとの接続供給電力量とみなし，接続対象電力量を算定いたします。

接続対象計画差対応余剰電力量＝接続対象計画電力量－接続対象電力量

(24)　需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量

需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量は，30分ごとの(14)の需要抑制量調整受電電力量がその30分における(16)の需要抑制量調整受電計画電力量を下回る場合に，需要抑制バランシンググループごとに，30分ごとに，次の式により算定された値の合計といたします。ただし，需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量の算定上，調整負荷の使用に係る調整を行なった場合は，(14)イまたはロにかかわらず，当該需要場所に係る接続供給電力量を損失率で修正した値が，ベースラインを上回るとき，またはベースラインを下回り，かつ，ベースラインから需要抑制量調整受電計画電力量を差し引いた値を上回るときは，当該需要場所に係る需要抑制量調整受電計画電力量を当該需要場所に係る需要抑制量調整受電電力量とみなします。

需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量

＝需要抑制量調整受電計画電力量－需要抑制量調整受電電力量

ただし，需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量の算定方法として(14)ロを適用している場合で，30分ごとの(14)の需要抑制量調整受電電力量が零となるときの上式は，次のとおりといたします。

需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量

＝需要抑制量調整受電計画電力量

$$+\left\{\text{接続供給電力量}\times\frac{1}{1-\text{損失率（32〔損失率〕に定める損失率といたします。）}}\right\}$$

－ベースライン

(25)　需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量

需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量は，30分ごとの(14)の需要抑制量調整受電電力量がその30分における(16)の需要抑制量調整受電計画電力量を上回る場合に，需要抑制バランシンググループごとに，30分ごとに，次の式により算定された値の合計といたします。ただし，需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量の算定上，調整負荷の使用に係る調整を行なった場合は，(14)ロにかかわらず，当該需要場所に係る接続供給電力量を損失率で修正した値が，ベースラインの値から需要抑制量調整受電計画電力量を差し引いた値を下回るときは，当該需要場所に係る需要抑制量調整受電計画電力量を当該需要場所に係る需要抑制量調整受電電力量とみなします。

需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量

＝需要抑制量調整受電電力量－需要抑制量調整受電計画電力量

(26)　定額接続送電サービスの適用を受ける場合の電力量は，別表８（電力量の協定）を基準として，あらかじめ契約者と当社との協議によって定めます。この場合，協議により定めた値を，供給地点で計量された電力量とい

たします。

(27)　定額接続送電サービスの適用を受ける場合を除き，技術上，経済上やむをえない場合等特別の事情がある場合で，計量器を取り付けないときの電力量または最大需要電力等は，別表８（電力量の協定）を基準として，あらかじめ契約者と当社との協議（分割接続供給の場合は，双方の契約者と当社との協議といたします。）によって定めます。この場合，協議により定めた値を，供給地点で計量された電力量または最大需要電力等といたします。

(28)　28（検針日）（２）または（４）の場合で，検針を行なわなかったときの電力量，最大連系電力等または最大需要電力等は，別表８（電力量の協定）を基準として，契約者または発電契約者と当社との協議（分割接続供給の場合は，双方の契約者と当社との協議といたします。）によって定めます。この場合，協議により定めた値を，受電地点または供給地点で計量された電力量，最大連系電力等または最大需要電力等といたします。

(29)　15（供給および契約の単位）（１）において，１需要場所または１発電場所につき，複数計量をもって託送供給または発電量調整供給を行なう場合で，特別の事情があるときは，その需要場所または発電場所における30分ごとの電力および電力量の算定は，計量器ごとに計量された電力および電力量をそれぞれ30分ごとに合計することがあります。

(30)　その他，電力量の算定を行なうために必要な事項については，あらかじめ契約者，発電契約者または需要抑制契約者と当社との協議（分割接続供給の場合は，双方の契約者と当社との協議といたします。）によって定めます。

(31)　計量器の故障等により電力量，最大連系電力等または最大需要電力等を正しく計量できない場合には，電力量，最大連系電力等または最大需要電力等は，別表８（電力量の協定）を基準として，契約者または発電契約者と当社との協議（分割接続供給の場合は，双方の契約者と当社との協議といたします。）によって定めます。この場合，協議により定めた値を，受電地点または供給地点で計量された電力量，最大連系電力等または最大需要電力等といたします。ただし，その１月の電力量の合計が計量できてい

る場合で，30分ごとの電力量を正しく計量できないときまたは計量情報等を伝送することができないときは，30分ごとの電力量は，原則として，別表８（電力量の協定）（３）を基準として定め，定めた値を，受電地点または供給地点で計量された電力量といたします。

32 損　失　率

この約款で用いる損失率は，次のとおりといたします。

低圧で供給する場合	6.9パーセント
高圧で供給する場合	3.7パーセント
特別高圧で供給する場合	1.3パーセント

33 料 金 の 算 定

（１）　送電サービス料金，系統連系受電サービス料金，発電量調整受電計画差対応補給電力料金，発電量調整受電計画差対応余剰電力料金，接続対象計画差対応補給電力料金，接続対象計画差対応余剰電力料金，需要抑制量調整受電計画差対応補給電力料金，需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力料金および給電指令時補給電力料金は，次の場合を除き，料金の算定期間を「１月」として算定いたします。

イ　接続供給，発電量調整供給もしくは需要抑制量調整供給を開始し，または接続供給契約，発電量調整供給契約，系統連系受電契約もしくは需要抑制量調整供給契約が消滅した場合

ロ　契約者が供給地点を新たに設定し，供給地点への接続供給を再開し，もしくは停止し，または供給地点を消滅させる場合

ハ　発電契約者が受電地点を新たに設定し，受電地点からの発電量調整供給を再開し，もしくは停止し，または受電地点を消滅させる場合

ニ　接続送電サービスの種別，臨時接続送電サービスの種別，予備送電サービスの種別，接続送電サービス契約電力，接続送電サービス契約電流，接続送電サービス契約容量，臨時接続送電サービス契約電流，臨時接続送電サービス契約容量，臨時接続送電サービス契約電力，予備送電

サービス契約電力，ピークシフト電力，契約受電電力，同時最大受電電力等を変更したことにより，料金に変更があった場合

ホ　29（料金の算定期間）（１）イの場合で供給側計量期間の日数がその供給側計量期間の始期に対応する検針の基準となる日の属する月の日数に対し，５日を上回り，または下回るとき。

ヘ　29（料金の算定期間）（２）の場合で，受電側計量期間の日数がその受電側計量期間の始期に対応する検針の基準となる日の属する月の日数に対し，５日を上回り，または下回るとき。

ト　分割接続供給を開始し，または解消したとき。

（２）　当社は，（１）ロ，ハ，ニ，ホ，ヘまたはトの場合は，基本料金，定額接続送電サービスの料金，予備送電サービス料金，ピークシフト割引額および系統設備効率化割引額について，次の式により日割計算をいたします。

イ　基本料金，定額接続送電サービスの料金または予備送電サービス料金を日割りする場合

$$\text{１月の該当料金} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{供給側計量期間または受電側計量期間の日数}}$$

ただし，（１）ホまたはヘに該当する場合は，

$$\text{１月の該当料金} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$$

といたします。

ロ　ピークシフト割引額または系統設備効率化割引額を日割りする場合

$$\text{１月の該当割引額} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{供給側計量期間または受電側計量期間の日数}}$$

ただし，（１）ホまたはヘに該当する場合は，

$$\text{1月の該当割引額} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦　　日　　数}}$$

といたします。

（３）（１）ロの場合により日割計算をするときは，日割計算対象日数には契約者が供給地点を新たに設定する日および再開日を含み，停止日および消滅日を除きます。

また，（１）ニの場合により日割計算をするときは，変更後の料金は，変更のあった日から適用いたします。

（４）（１）ハの場合により日割計算をするときは，日割計算対象日数には発電契約者が受電地点を新たに設定する日および再開日を含み，停止日および消滅日を除きます。

また，（１）ニの場合により日割計算をするときは，変更後の料金は，変更のあった日から適用いたします。

（５）契約者が供給地点を新たに設定し，もしくは供給地点を消滅させる場合，または発電契約者が受電地点を新たに設定し，もしくは受電地点を消滅させる場合の（２）イおよびロにいう供給側計量期間または受電側計量期間の日数は，次のとおりといたします。

イ　供給地点または受電地点を新たに設定した場合

供給地点または受電地点を新たに設定した日の直前のその供給地点または受電地点の属する検針区域の計量日から，その供給地点または受電地点を新たに設定した直後の計量日の前日までの日数といたします。

ロ　供給地点または受電地点を消滅させる場合

消滅日の直前の計量日から，当社が次回の計量日として契約者または発電契約者にあらかじめお知らせした日の前日までの日数といたします。

（６）定額接続送電サービスの適用を受ける場合または31（電力および電力量の算定）(27)の場合は，契約者が供給地点を新たに設定し，または供給地点を消滅させるときの（２）イおよびロにいう供給側計量期間の日数は，（５）に準ずるものといたします。この場合，（５）にいう計量日は，その供給地点の属する検針区域の計量日とし，当社が次回の計量日として契約者

にあらかじめお知らせした日は，消滅日の直後のその供給地点の属する検針区域の計量日といたします。

（７） 契約者が供給地点を新たに設定し，もしくは供給地点を消滅させる場合，または発電契約者が受電地点を新たに設定し，もしくは受電地点を消滅させる場合の(２)イおよびロにいう暦日数は，次のとおりといたします。

イ　供給地点または受電地点を新たに設定した場合

その供給地点または受電地点の属する検針区域の検針の基準となる日（その供給地点または受電地点を新たに設定した日が含まれる供給側計量期間または受電側計量期間の始期に対応するものといたします。）の属する月の日数といたします。

ロ　供給地点または受電地点を消滅させる場合

その供給地点または受電地点の属する検針区域の検針の基準となる日（消滅日の前日が含まれる供給側計量期間または受電側計量期間の始期に対応するものといたします。）の属する月の日数といたします。

（８） 高圧または特別高圧で供給する場合で，力率に変更があるときは，次により基本料金を算定いたします。

イ　力率に変更を生ずるような負荷設備の変更等がある場合は，その前後の力率にもとづいて，(２)イにより日割計算をいたします。

ロ　負荷設備の変更等がない場合で，協議によって力率を変更するときは，変更の日を含むその１月から変更後の力率によります。

（９） 供給地点への接続供給または受電地点における発電量調整供給の停止期間中の料金の日割計算を行なう場合は，(２)イおよびロの日割計算対象日数は，停止期間中の日数といたします。この場合，停止期間中の日数には，接続供給または発電量調整供給を停止した日を含み，接続供給または発電量調整供給を再開した日は含みません。また，停止日に接続供給または発電量調整供給を再開する場合は，その日は停止期間中の日数には含みません。

(10) 当社が分割接続供給を行なう供給地点において，それぞれの契約者に係る接続送電サービス料金の合計と，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービス料金との間に差が生ずるときは，次

のとおり接続送電サービス料金の調整を行ないます。

イ　15（供給および契約の単位）（２）イにより当社が分割接続供給を行なう場合

(ｲ)　それぞれの契約者に係る接続送電サービス料金の合計額が，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービス料金を上回る場合は，その差額を非需要追随供給者に係る接続送電サービス料金から差し引きます。

(ﾛ)　それぞれの契約者に係る接続送電サービス料金の合計額が，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービス料金を下回る場合は，その差額を非需要追随供給者に係る接続送電サービス料金に加算いたします。

ロ　15（供給および契約の単位）（２）ロにより当社が分割接続供給を行なう場合

(ｲ)　それぞれの契約者に係る接続送電サービス料金の合計額が，１供給地点につき，１接続送電サービス料金を上回る場合は，その差額をあらかじめ定めた契約者に係る接続送電サービス料金から差し引きます。

(ﾛ)　それぞれの契約者に係る接続送電サービス料金の合計額が，１供給地点につき，１接続送電サービス料金を下回る場合は，その差額をあらかじめ定めた契約者に係る接続送電サービス料金に加算いたします。

(11)　当社が分割接続供給を行なう供給地点において，それぞれの契約者に係る臨時接続送電サービス料金の合計と，１供給地点につき，１臨時接続送電サービスを適用した場合の臨時接続送電サービス料金との間に差が生ずるときは，(10)に準じて臨時接続送電サービス料金の調整を行ないます。

(12)　当社が分割接続供給を行なう供給地点において，予備送電サービスをあわせて適用し，それぞれの契約者に係る予備送電サービス料金の合計と，１供給地点につき，１予備送電サービスを適用した場合の予備送電サービス料金との間に差が生ずるときは，(10)に準じて予備送電サービス料金の調整を行ないます。

34　支払義務の発生および支払期日

（１）　日程等別料金の支払義務は，18（料金）（１）ロに定める供給側料金算定日に発生いたします。

（２）　系統連系受電サービス料金の支払義務は，18（料金）（３）ロに定める受電側料金算定日に発生いたします。

（３）　発電量調整受電計画差対応補給電力料金，発電量調整受電計画差対応余剰電力料金，接続対象計画差対応補給電力料金，接続対象計画差対応余剰電力料金，需要抑制量調整受電計画差対応補給電力料金，需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力料金および給電指令時補給電力料金の支払義務は，特別の事情がある場合を除き，料金の算定期間の翌々月の第５営業日（営業日は当社が定めます。）に発生いたします。ただし，28（検針日）（５）の場合で，料金の算定期間の翌々月の第５営業日以降に実際に検針を行なった場合，または31（電力および電力量の算定）(31)の場合で，料金の算定期間の翌々月の第５営業日以降に電力量を協議によって定めた場合は，その日といたします。

（４）（１）の日程等別料金，（２）の系統連系受電サービス料金または（３）の料金のうち発電量調整受電計画差対応補給電力料金，接続対象計画差対応補給電力料金，需要抑制量調整受電計画差対応補給電力料金もしくは給電指令時補給電力料金は，次の場合を除き，支払義務発生日の翌日から起算して30日目の日（以下「支払期日」といいます。）までに支払っていただきます。ただし，支払義務発生日の翌日から起算して30日目の日が金融機関の休業日の場合の支払期日は翌営業日といたします。

イ　55（解約等）（１）により解約となった場合

ロ　契約者，発電契約者，発電者または需要抑制契約者が振り出しもしくは引き受けた手形または振り出した小切手について銀行取引停止処分を受ける等支払停止状態に陥った場合

ハ　契約者，発電契約者，発電者または需要抑制契約者が破産手続き開始，再生手続き開始，更生手続き開始，特別清算開始もしくはこれらに類する法的手続きの申立てを受けまたは自ら申立てを行なった場合

ニ　契約者，発電契約者，発電者または需要抑制契約者が強制執行または

担保権の実行としての競売の申立てを受けた場合

ホ　契約者，発電契約者，発電者または需要抑制契約者が公租公課の滞納処分を受けた場合

ヘ　その他の理由で契約者，発電契約者，発電者または需要抑制契約者に明らかに料金の支払いの延滞が生じるおそれがあると当社が認め，その旨を当社が契約者，発電契約者，発電者または需要抑制契約者に通知した場合

（５）　契約者，発電契約者，発電者または需要抑制契約者が(４)イからへまでのいずれかに該当する場合の支払期日は，次のとおり取り扱います。

イ　契約者，発電契約者，発電者または需要抑制契約者が(４)イからへまでのいずれかに該当することとなった日までに支払義務が発生した料金で，かつ，支払いがなされていない料金（支払期日を超過していない料金に限ります。）については，契約者，発電契約者，発電者または需要抑制契約者が(４)イからへまでのいずれかに該当することとなった日を支払期日といたします。ただし，契約者，発電契約者，発電者または需要抑制契約者が(４)イからへまでのいずれかに該当することとなった日が支払義務発生日から７日を経過していない場合には，支払義務発生日の翌日から起算して７日目を支払期日といたします。

ロ　契約者，発電契約者，発電者または需要抑制契約者が(４)イからへまでのいずれかに該当することとなった日の翌日以降に支払義務が発生する料金については，支払義務発生日の翌日から起算して７日目を支払期日といたします。

なお，(４)イからホまでのいずれかに該当する場合であっても，一定期間の支払いが遅滞なく行なわれる等，料金の支払状況から支払いの延滞が生じるおそれがないと当社が認めるときは，支払義務発生日の翌日から起算して30日目を支払期日とすることがあります。この場合，当社はその旨を契約者，発電契約者，発電者または需要抑制契約者に通知いたします。ただし，この通知をした後，料金の支払いの延滞が生じるおそれがあると当社が認める場合は，支払義務発生日の翌日から起算して７日目を支払期日とすることがあります。この場合も当社はその旨を契

約者，発電契約者，発電者または需要抑制契約者に通知いたします。

（６） 当社は，（３）の料金のうち発電量調整受電計画差対応余剰電力料金，接続対象計画差対応余剰電力料金または需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力料金を，支払期日までにお支払いいたします。ただし，支払義務発生日の翌日から起算して30日目の日が金融機関の休業日の場合の支払期日は翌営業日といたします。

35 料金その他の支払方法

（１） 契約者の料金その他の支払方法は，次によります。

イ 契約者の料金および工事費負担金その他についてはそのつど，当社が指定した金融機関を通じて払い込み等により契約者から支払っていただきます。

なお，支払いにともなう費用は，契約者の負担といたします。

ロ イの当社が指定した金融機関を通じた払い込みによる支払いは，契約者がその金融機関に払い込まれたときになされたものといたします。

ハ 料金が支払期日までに支払われない場合には，支払期日の翌日から起算して支払いの日に至るまで，料金から消費税等相当額を差し引いた金額に対して，年10パーセント（閏年の日を含む期間についても，365日当たりの割合といたします。）の延滞利息を契約者から申し受けます。

なお，消費税等相当額の単位は，１円とし，その端数は，切り捨てます。

また，延滞利息は，原則として，契約者が延滞利息の算定の対象となる料金を支払われた直後に支払義務が発生する料金とあわせて契約者から支払っていただきます。

ニ 契約者の料金は，支払義務の発生した順序で支払っていただきます。

（２） 発電契約者の料金その他の支払方法は，次によります。

イ 発電契約者の料金については毎月，工事費負担金その他についてはそのつど，当社が指定した金融機関を通じて払い込み等により発電契約者から支払っていただきます。

なお，支払いにともなう費用は，発電契約者の負担といたします。

ロ　イの当社が指定した金融機関を通じた払い込みによる支払いは，発電契約者がその金融機関に払い込まれたときになされたものといたします。

ハ　料金が支払期日までに支払われない場合には，支払期日の翌日から起算して支払いの日に至るまで，料金から消費税等相当額を差し引いた金額に対して，年10パーセント（閏年の日を含む期間についても，365日当たりの割合といたします。）の延滞利息を発電契約者から申し受けます。

なお，消費税等相当額の単位は，１円とし，その端数は，切り捨てます。

また，延滞利息は，原則として，発電契約者が延滞利息の算定の対象となる料金を支払われた直後に支払義務が発生する料金とあわせて発電契約者から支払っていただきます。

ニ　発電契約者の料金は，支払義務の発生した順序で支払っていただきます。

（３）　発電者の料金その他の支払方法は，次によります。

イ　発電者の料金については，ロによって支払われる場合を除き，そのつど，発電者から発電契約者に支払っていただきます。支払われた料金についてはそのつど，当社が指定した金融機関を通じて払い込み等により発電契約者から当社へ引き渡していただきます。

なお，引き渡しにともなう費用は，発電契約者の負担といたします。

ロ　次の場合には，発電者の料金について，当社が指定した金融機関を通じて払い込み等により発電者から支払っていただきます。

なお，支払いにともなう費用は，発電者の負担といたします。

(ｲ)　発電者が料金を支払期日までに発電契約者に支払われない場合

(ﾛ)　発電者の料金が発電契約者と発電者との間の電力受給に関する契約に係る料金を上回る場合で，発電契約者と発電者および発電契約者と当社のそれぞれにおいて合意がなされたとき。

(ﾊ)　その他当社が必要と認めた場合

ハ　発電者の料金について，支払いは，次のときになされたものといたします。

(ｲ)　イの場合，発電者から発電契約者に支払われたとき。

(ﾛ)　ロの当社が指定した金融機関を通じた払い込みによる場合，発電者がその金融機関に払い込まれたとき。

ニ　料金が支払期日までに支払われない場合には，支払期日の翌日から起算して支払いの日に至るまで，料金から消費税等相当額を差し引いた金額に対して，年10パーセント（閏年の日を含む期間についても，365日当たりの割合といたします。）の延滞利息を発電者から申し受けます。

なお，消費税等相当額の単位は，１円とし，その端数は，切り捨てます。

また，延滞利息は，原則として，発電者が延滞利息の算定の対象となる料金を支払われた直後に支払義務が発生する料金とあわせて発電者から支払っていただきます。

ホ　発電者の料金は，原則として，支払義務の発生した順序で支払っていただきます。

ヘ　この約款によって支払いを要することとなった発電者の料金，延滞利息および契約超過金以外の債務（保証金，違約金その他この約款から生ずる金銭債務をいいます。）についてはそのつど，当社が指定した金融機関を通じて払い込み等により発電者から支払っていただきます。

なお，支払いにともなう費用は，発電者の負担といたします。

（４）　需要抑制契約者の料金その他の支払方法は，次によります。

イ　需要抑制契約者の料金については毎月，当社が指定した金融機関を通じて払い込み等により需要抑制契約者から支払っていただきます。

なお，支払いにともなう費用は，需要抑制契約者の負担といたします。

ロ　イの当社が指定した金融機関を通じた払い込みによる支払いは，需要抑制契約者がその金融機関に払い込まれたときになされたものといたします。

ハ　料金が支払期日までに支払われない場合には，支払期日の翌日から起算して支払いの日に至るまで，料金から消費税等相当額を差し引いた金額に対して，年10パーセント（閏年の日を含む期間についても，365日当たりの割合といたします。）の延滞利息を需要抑制契約者から申し受

けます。

なお，消費税等相当額の単位は，１円とし，その端数は，切り捨てます。

また，延滞利息は，原則として，需要抑制契約者が延滞利息の算定の対象となる料金を支払われた直後に支払義務が発生する料金とあわせて需要抑制契約者から支払っていただきます。

ニ　需要抑制契約者の料金は，支払義務の発生した順序で支払っていただきます。

（５）　当社の料金の支払方法は，次によります。

イ　当社の料金については毎月，契約者，発電契約者または需要抑制契約者が指定する金融機関の銀行口座に払い込みによってお支払いいたします。

なお，支払いにともなう費用は，当社で負担いたします。

ロ　料金の支払いは，当社がその金融機関に払い込みしたときになされたものといたします。

ハ　当社が料金を支払期日までに支払わない場合，当社は，支払期日の翌日から起算して支払いの日に至るまで，料金から消費税等相当額を差し引いた金額に対して，年10パーセント（閏年の日を含む期間についても，365日当たりの割合といたします。）の延滞利息を契約者，発電契約者または需要抑制契約者にお支払いいたします。

なお，消費税等相当額の単位は，１円とし，その端数は，切り捨てます。

また，延滞利息は，原則として，当社が延滞利息の算定の対象となる料金をお支払いした直後に支払義務が発生する料金とあわせてお支払いいたします。

36　保　　証　　金

（１）　契約者の場合は，次によります。

イ　当社は，次のいずれかに該当する場合で，必要と認められるときは，契約者から，接続供給の開始もしくは再開に先だって，または供給継続

の条件として，それぞれ予想月額料金の３月分に相当する金額をこえない範囲で保証金を預けていただきます。

(ｲ)　料金の支払いの延滞があった場合

(ﾛ)　30分ごとの接続対象電力量に対する接続対象計画電力量の割合が急激に低下したこと等によって，31（電力および電力量の算定）(22)によって算定された値が著しく大きい場合または31（電力および電力量の算定）(22)によって算定される値が著しく大きくなることが想定される場合で，接続対象計画電力量が接続対象電力量に比べて著しく不適当と認められ，40（適正契約の保持等）(３)によって当社が使用状態をすみやかに適正なものに修正するよう求めたにもかかわらず，その求めに応じていただけないとき。

(ﾊ)　新たに接続供給を開始し，または契約電力等を増加される場合

ロ　契約者は，当社があらかじめ定め，通知した期日までに保証金を預けていただきます。

ハ　保証金の預かり期間は，２年以内といたします。

ニ　当社は，接続供給契約が消滅した場合または支払いの延滞が生じた場合には，保証金を契約者の支払額に充当することがあります。

ホ　当社は，保証金について利息を付しません。

ヘ　当社は，保証金の預かり期間満了前であっても接続供給契約が消滅した場合には，保証金をお返しいたします。ただし，ニにより支払額に充当した場合は，その残額をお返しいたします。

（２）　発電契約者の場合は，次によります。

イ　当社は，料金の支払いの延滞があった発電契約者，または新たに発電量調整供給を開始される発電契約者から，発電量調整供給の開始もしくは再開に先だって，または供給継続の条件として，予想月額料金の３月分に相当する金額をこえない範囲で保証金を預けていただくことがあります。

ロ　保証金の預かり期間は，２年以内といたします。

ハ　当社は，発電量調整供給契約が消滅した場合または支払いの延滞が生じた場合には，保証金を発電契約者の支払額に充当することがあります。

ニ　当社は，保証金について利息を付しません。

ホ　当社は，保証金の預かり期間満了前であっても発電量調整供給契約が消滅した場合には，保証金をお返しいたします。ただし，ハにより支払額に充当した場合は，その残額をお返しいたします。

（３）　発電者の場合は，次によります。

イ　当社は，料金の支払いの延滞があった発電者，新たに受電地点を設定される発電者または同時最大受電電力を増加される発電者から，系統連系受電サービスの開始もしくは再開に先だって，または系統連系受電サービス継続の条件として，予想月額料金の３月分に相当する金額をこえない範囲で保証金を預けていただくことがあります。

ロ　保証金の預かり期間は，２年以内といたします。

ハ　当社は，系統連系受電契約が消滅した場合または支払いの延滞が生じた場合には，保証金を発電者の支払額に充当することがあります。

ニ　当社は，保証金について利息を付しません。

ホ　当社は，保証金の預かり期間満了前であっても系統連系受電契約が消滅した場合には，保証金をお返しいたします。ただし，ハにより支払額に充当した場合は，その残額をお返しいたします。

（４）　需要抑制契約者の場合は，次によります。

イ　当社は，料金の支払いの延滞があった需要抑制契約者，または新たに需要抑制量調整供給を開始される需要抑制契約者から，需要抑制量調整供給の開始もしくは再開に先だって，または供給継続の条件として，予想月額料金の３月分に相当する金額をこえない範囲で保証金を預けていただくことがあります。

ロ　保証金の預かり期間は，２年以内といたします。

ハ　当社は，需要抑制量調整供給契約が消滅した場合または支払いの延滞が生じた場合には，保証金を需要抑制契約者の支払額に充当することがあります。

ニ　当社は，保証金について利息を付しません。

ホ　当社は，保証金の預かり期間満了前であっても需要抑制量調整供給契約が消滅した場合には，保証金をお返しいたします。ただし，ハにより

支払額に充当した場合は，その残額をお返しいたします。

37 連 帯 責 任

１接続供給契約において契約者が複数となる場合，接続対象計画差対応補給電力料金，給電指令時補給電力料金等に係る金銭債務および接続供給契約の履行に関する事項（接続送電サービス料金，臨時接続送電サービス料金，予備送電サービス料金，契約超過金，違約金または工事費負担金等に係る金銭債務を除きます。）については，複数の契約者全員が連帯して責任を負うものといたします。

Ⅴ 供　　給

38　託送供給等の実施

（１）　接続供給の場合

イ　電力量については，次のとおりにしていただきます。

(ｲ)　契約者は，別表９（需要計画・調達計画・販売計画）に定める翌日計画および当日計画の需要想定値が30分ごとに接続対象電力量と一致するようにしていただきます。

(ﾛ)　契約者は，別表９（需要計画・調達計画・販売計画）に定める翌日計画および当日計画の需要想定値に対する取引計画（調達計画から販売計画を差し引いたものといたします。）が30分ごとに別表９（需要計画・調達計画・販売計画）に定める翌日計画および当日計画の需要想定値と一致するようにしていただきます。

ロ　契約者は，接続供給の実施に先だち，需要計画，調達計画および販売計画を当社所定の様式により電力広域的運営推進機関を通じて当社に通知していただきます。この場合，当社は，契約者が通知した需要計画，調達計画または販売計画が不適当と認められる場合には，すみやかに適正なものに修正していただきます。

ハ　原則として，需要計画，調達計画および販売計画の通知の期限および通知の内容は別表９（需要計画・調達計画・販売計画）のとおりといたします。

ニ　15（供給および契約の単位）（２）イ(ｲ)により当社が分割接続供給を行なう場合，９（検討および契約の申込み）（４）イ(ﾇ) c の契約者は，分割接続供給の実施に先だち，通告電力量を当社所定の様式により電力広域的運営推進機関を通じて当社に通知していただきます。

なお，通知の期限はあらかじめ双方の契約者と当社との協議によって定めます。

また，当社は，契約者が通知した通告電力量が不適当と認められる場合には，すみやかに適正なものに修正していただきます。

ホ　契約者は，当社が系統運用上の必要に応じてハに定める内容以外の計画を求めた場合は，すみやかに，原則として電力広域的運営推進機関を通じて，当社に通知していただきます。

ヘ　契約者がロもしくはホで通知した計画またはニで通知した通告電力量を変更する必要が生じた場合には，すみやかに，原則として電力広域的運営推進機関を通じて，当社に通知していただきます。

ト　当社は，電気の需給状況，供給設備の状況その他によって，契約者から通知された計画の調整を行なうことがあります。

チ　当社は，系統運用上の制約その他によって，低圧で供給する場合を除き，契約者または需要者に給電指令を行なうことがあります。この場合，契約者および需要者は当社の給電指令にしたがっていただきます。

なお，当社は，39（給電指令の実施等）および76（保安等に対する発電者および需要者の協力）（４）に定める事項その他系統運用上必要な事項について，需要者と別途申合書を作成いたします。

（２）　振替供給の場合

イ　契約者は，当社が系統運用上の必要に応じて当社が指定する計画を求めた場合は，すみやかに，原則として電力広域的運営推進機関を通じて，当社に通知していただきます。

ロ　契約者がイで通知した計画を変更する必要が生じた場合には，すみやかに，原則として電力広域的運営推進機関を通じて，当社に通知していただきます。

ハ　当社は，系統運用上の制約その他によって，契約者に給電指令を行なうことがあります。この場合，契約者は当社の給電指令にしたがっていただきます。

（３）　発電量調整供給の場合

イ　電力量については，次のとおりにしていただきます。

(ｲ)　発電契約者は，別表10（発電計画・調達計画・販売計画）に定める翌日計画および当日計画の発電計画と調達計画の合計値が30分ごとに販売計画の値と一致するようにしていただきます。

(ﾛ)　発電契約者は，発電量調整受電電力量を，30分ごとに別表10（発電

計画・調達計画・販売計画）に定める翌日計画および当日計画の発電計画と一致するようにしていただきます。

ロ　発電契約者は，発電量調整供給の実施に先だち，発電計画，調達計画および販売計画を当社所定の様式により電力広域的運営推進機関を通じて当社に通知していただきます。この場合，当社は，発電契約者が通知した発電計画，調達計画または販売計画が不適当と認められる場合には，すみやかに適正なものに修正していただきます。

ハ　原則として，発電計画，調達計画および販売計画の通知の期限および通知の内容は別表10（発電計画・調達計画・販売計画）のとおりといたします。

ニ　発電契約者は，当社が系統運用上の必要に応じてハに定める内容以外の計画を求めた場合は，すみやかに，原則として電力広域的運営推進機関を通じて，当社に通知していただきます。

ホ　当社は，供給設備の状況その他によって，発電契約者から通知された計画の調整を行なうことがあります。

ヘ　発電契約者は，受電地点において他の発電量調整供給等と同一計量する場合は，発電者と協議のうえ，原則として，ロの発電計画の通知にあわせて，受電地点において計量される電力量の仕訳に係る順位を電力広域的運営推進機関を通じて当社に通知していただきます。

ト　発電契約者がロもしくはニで通知した計画またはヘで通知した順位を変更する必要が生じた場合には，すみやかに，原則として電力広域的運営推進機関を通じて，当社に通知していただきます。

なお，発電契約者が希望される場合で，運用方法の基本事項等について当社が確認できるときには，あらかじめ定めた発電場所について，別表10（発電計画・調達計画・販売計画）に定める当日計画を変更するときに限り，発電者を通じてこの変更を行なうことができます。この場合，当社は，あらかじめ発電契約者および発電者と協議のうえ必要な事項について別途申合書を作成いたします。

チ　当社は，系統運用上の制約その他によって，低圧で受電する場合を除き，発電契約者または発電者に給電指令を行なうことがあります。この

場合，発電契約者および発電者は当社の給電指令にしたがっていただきます。

なお，当社は，39（給電指令の実施等）および76（保安等に対する発電者および需要者の協力）（４）に定める事項その他系統運用上必要な事項について，発電者と別途申合書を作成いたします。

（４） 需要抑制量調整供給の場合

イ　電力量については，次のとおりにしていただきます。

(ｲ)　需要抑制契約者は，別表11（需要抑制計画・調達計画・販売計画・ベースライン）に定める翌日計画および当日計画の調達計画が30分ごとに販売計画の値と一致するようにしていただきます。

(ﾛ)　需要抑制契約者は，需要抑制量調整受電電力量を，30分ごとに別表11（需要抑制計画・調達計画・販売計画・ベースライン）に定める翌日計画および当日計画の需要抑制計画と一致するようにしていただきます。

ロ　需要抑制契約者は，需要抑制量調整供給の実施に先だち，需要抑制計画，調達計画，販売計画およびベースラインを当社所定の様式により電力広域的運営推進機関を通じて当社に通知していただきます。この場合，当社は，需要抑制契約者が通知した需要抑制計画，調達計画，販売計画およびベースラインが不適当と認められる場合には，すみやかに適正なものに修正していただきます。

ハ　原則として，需要抑制計画，調達計画，販売計画およびベースラインの通知の期限および通知の内容は別表11（需要抑制計画・調達計画・販売計画・ベースライン）のとおりといたします。

ニ　需要抑制契約者は，当社が系統運用上の必要に応じてハに定める内容以外の計画を求めた場合は，すみやかに，原則として電力広域的運営推進機関を通じて，当社に通知していただきます。

ホ　当社は，供給設備の状況その他によって，需要抑制契約者から通知された計画の調整を行なうことがあります。

ヘ　需要抑制契約者は，需要抑制を行なう需要場所において他の需要抑制量調整供給とあわせて需要抑制を行なう場合は，需要者と協議のうえ，

ロの需要抑制計画の通知にあわせて，需要抑制量調整受電電力量の仕訳に係る順位を電力広域的運営推進機関を通じて当社に通知していただきます。

ト　需要抑制契約者がロもしくはニで通知した計画またはへで通知した順位を変更する必要が生じた場合には，すみやかに，原則として電力広域的運営推進機関を通じて，当社に通知していただきます。

39　給電指令の実施等

（１）　当社は，系統運用上の制約その他によって必要な場合には，38（託送供給等の実施）（３）ホにかかわらず，発電者に定期検査または定期補修の時期を変更していただくことがあります。

（２）　当社は，低圧で受電または供給する場合を除き，次の場合には，契約者，発電契約者，発電者または需要者に給電指令を行ない，発電者の発電もしくは放電または需要者の電気の使用を制限し，もしくは中止し，または振替供給もしくは発電量調整供給の全部もしくは一部を中止することがあります。ただし，緊急やむをえない場合は，当社は，給電指令を行なうことなく，発電者の発電もしくは放電または需要者の電気の使用を制限し，もしくは中止し，または振替供給もしくは発電量調整供給の全部もしくは一部を中止することがあります。

イ　当社が維持および運用する供給設備に故障が生じ，または故障が生ずるおそれがある場合

ロ　当社が維持および運用する供給設備の点検，修繕，変更その他の工事上やむをえない場合

ハ　系統全体の需要が大きく低下し，調整電源による対策の実施にもかかわらず，原子力発電または水力発電を抑制する必要が生じた場合

ニ　振替供給の場合で，当社の供給区域内の需要に対する電気の供給に支障が生じ，または支障が生ずるおそれがあるとき。

ホ　イおよびロ以外の場合で，送電設備および変電設備で構成される電力系統のうち，当社の供給区域における最上位電圧から二階級の送電設備および変電設備で構成される電力系統ならびに当社が指定した電力系統

（以下「基幹系統」といいます。）における電気の潮流が系統安定度等にもとづき算定される運用可能な容量を超過し，または超過するおそれがあり，発電設備等の出力を抑制する必要が生じたとき。

へ　イおよびロ以外の場合で，送電設備および変電設備で構成される電力系統のうち，基幹系統および当社以外の一般送配電事業者との会社間連系点に至る供給設備以外の電力系統（以下「ローカル系統」といいます。）における電気の潮流が系統安定度等にもとづき算定される運用可能な容量を超過し，または超過するおそれがあり，発電設備等の出力を抑制する必要が生じたとき。

ト　その他電気の需給上または保安上必要がある場合

（３）　当社は，低圧で受電または供給する場合で，（２）イ，ロ，ホ，へまたはトのときには，発電者の発電もしくは放電または需要者の電気の使用を制限し，もしくは中止し，または振替供給もしくは発電量調整供給の全部もしくは一部を中止することがあります。

なお，この場合には，当社は，あらかじめその旨を広告その他によって発電者または需要者にお知らせいたします。ただし，緊急やむをえない場合は，この限りではありません。

（４）　当社は，接続供給において，受電地点を会社間連系点とする電気に係る振替供給契約にもとづく給電指令等により，原則として30分ごとの実需給の開始時刻の１時間前以降に当該振替供給等の全部または一部を中止された場合（会社間連系点等における電気の潮流が系統安定度等にもとづき算定される運用可能な容量を超過することにともなう場合に限ります。）は，供給地点における電気の供給に系統運用上の制約がある場合を除き，当該振替供給等の中止の解除までの間，これにより生じた小売電気事業，特定送配電事業または自己等への電気の供給の用に供する電気の不足電力の補給にあてるための電気を供給いたします。

（５）　当社は，発電量調整供給において，（２）イ，ロ，ホ，へまたはトの場合で，給電指令等により，原則として30分ごとの実需給の開始時刻の１時間前以降に発電者の発電もしくは放電を制限し，または中止したときは，供給地点における電気の供給に系統運用上の制約がある場合を除き，当該発

電もしくは放電の制限または中止の解除までの間，これにより生じた小売電気事業，特定送配電事業または自己等への電気の供給の用に供する電気の不足電力の補給にあてるための電気を供給いたします。ただし，発電量調整供給に係る発電設備等が調整電源に該当する場合（当該発電設備等に故障等が生じたときを除きます。）は適用いたしません。

（６） 当社は，発電量調整供給において，（２）ハの場合で，給電指令等により，原則として30分ごとの実需給の開始時刻の１時間前以降に発電者の発電もしくは放電を制限し，または中止したときは，当該発電もしくは放電の制限または中止の解除までの間，これにより生じた小売電気事業，特定送配電事業または自己等への電気の供給の用に供する電気の不足電力の補給にあてるための電気を供給いたします。ただし，発電量調整供給に係る発電設備等が調整電源に該当する場合（当該発電設備等に故障等が生じたときを除きます。）は適用いたしません。

（７） 当社は，（２）または（３）によって，発電者の発電もしくは放電または需要者の電気の使用を制限し，または中止した場合，これにともなう料金の減額は行ないません。

（８） 予備送電サービスの使用を制限し，または中止した場合，これにともなう料金の減額は行ないません。

（９） 当社は，（２）イの場合で，発電量調整供給に係る発電設備等に対してＮ－１電制を実施したときは，これにより生じた小売電気事業，特定送配電事業または自己等への電気の供給の用に供する電気の不足電力量（以下「Ｎ－１電制時調達不足電力量」といいます。）の調達に要した費用の実費相当額に，Ｎ－１電制が実施された発電設備等を再度起動するために要した燃料費等の費用の実費を加えた金額から，Ｎ－１電制が実施されなかったとしたときにその発電設備等がＮ－１電制時調達不足電力量を発電または放電するのに要したであろう費用に相当する金額を差し引いた金額について，電力広域的運営推進機関が認める範囲においてＮ－１電制オペレーション費用として発電契約者にお支払いいたします。

40　適正契約の保持等

（１）　当社は，契約者，発電契約者，発電者または需要抑制契約者との接続供給契約，振替供給契約，発電量調整供給契約，系統連系受電契約または需要抑制量調整供給契約が使用状態，発電・放電状態または需要抑制状態に比べて不適当と認められる場合には，その契約をすみやかに適正なものに変更していただきます。

（２）　当社は，発電量調整受電電力が契約受電電力または同時最大受電電力をこえる場合には，その契約受電電力または同時最大受電電力をすみやかに適正なものに変更していただきます。

（３）　当社は，31（電力および電力量の算定）(22)もしくは(23)によって算定された値が著しく大きい場合，31（電力および電力量の算定）(20)イもしくは(21)イによって算定された値が著しく大きい場合，31（電力および電力量の算定）(20)ロもしくは(21)ロによって算定された値が著しく大きい場合（いずれの場合も，給電指令時補給電力量として算定された値を除きます。），31（電力および電力量の算定）(24)もしくは(25)によって算定された値が著しく大きい場合または31（電力および電力量の算定）(17)のベースラインもしくは分割接続供給における通告電力量が著しく不適当と認められる場合等，契約者との接続供給契約に比べて使用状態が不適当と認められる場合，発電契約者との発電量調整供給契約に比べて発電・放電状態が不適当と認められる場合または需要抑制契約者との需要抑制量調整供給契約に比べて需要抑制状態が不適当と認められる場合には，使用状態，発電・放電状態または需要抑制状態をすみやかに適正なものに修正していただきます。

41　契 約 超 過 金

（１）　契約者が接続送電サービス契約電力，臨時接続送電サービス契約電力または予備送電サービス契約電力をこえて電気を使用された場合には，当社の責めとなる理由による場合を除き，当社は，契約超過電力に接続送電サービスもしくは臨時接続送電サービスの該当基本料金率または予備送電サービスの該当料金率を乗じてえた金額をその１月の力率により割引また

は割増ししたもの（ただし，予備送電サービス契約電力をこえて電気を使用された場合は，力率による割引または割増しをいたしません。）の1.5倍に相当する金額を，契約超過金として契約者から申し受けます。

なお，この場合，契約超過電力とは，その１月の最大需要電力等から接続送電サービス契約電力，臨時接続送電サービス契約電力または予備送電サービス契約電力を差し引いた値といたします。

また，当社が分割接続供給を行なう供給地点において，いずれかの契約者が接続送電サービス契約電力，臨時接続送電サービス契約電力または予備送電サービス契約電力をこえて当社のサービスを利用された場合は，それぞれの契約者に係る接続送電サービス，臨時接続送電サービスまたは予備送電サービスにおける契約超過金とあわせて，33（料金の算定）(10)，(11)または(12)にもとづき料金の調整を行なうために，１供給地点につき，１接続送電サービス，１臨時接続送電サービスまたは１予備送電サービスを適用したときの契約超過金を算定し，それぞれの契約者に係る接続送電サービス，臨時接続送電サービスまたは予備送電サービスにおける契約超過金の合計と，１供給地点につき，１接続送電サービス，１臨時接続送電サービスまたは１予備送電サービスを適用した場合における契約超過金との間に差が生ずるときは，33（料金の算定）(10)，(11)または(12)に準じて契約超過金の調整を行ないます。

（２） 発電者が同時最大受電電力をこえて発電または放電された場合には，当社の責めとなる理由による場合を除き，当社は，契約超過受電電力に系統連系受電サービスの基本料金率を乗じてえた金額の1.5倍に相当する金額を，契約超過金として発電者から申し受けます。

なお，この場合，契約超過受電電力は，次によって受電地点ごとに，発電バランシンググループごとに定めます。

イ　発電場所が１発電バランシンググループに属している場合

(ｲ)　同時最大受電電力が発電設備等に係る供給地点の接続送電サービス契約電力（発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は，１接続送電サービスを適用したときのその１月の接続送電サービス契約電力といたします。）を上回る場合または発電設備

等に係る供給地点において電灯定額接続送電サービスが適用されている場合

その１月の最大連系電力等から同時最大受電電力を差し引いた値といたします。

(ﾛ) 同時最大受電電力が発電設備等に係る供給地点の接続送電サービス契約電力（発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は，１接続送電サービスを適用したときのその１月の接続送電サービス契約電力といたします。）を下回る場合

その１月の最大連系電力等から発電設備等に係る供給地点の接続送電サービス契約電力（発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は，１接続送電サービスを適用したときのその１月の接続送電サービス契約電力といたします。）を差し引いた値といたします。ただし，差し引いた値が零を下回る場合は，契約超過金を申し受けません。

ロ 発電場所が複数の発電バランシンググループに属している場合

(ｲ) 同時最大受電電力が発電設備等に係る供給地点の接続送電サービス契約電力（発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は，１接続送電サービスを適用したときのその１月の接続送電サービス契約電力といたします。）を上回る場合または発電設備等に係る供給地点において電灯定額接続送電サービスが適用されている場合

発電バランシンググループごとの契約超過受電電力は，その１月の最大連系電力等を契約受電電力の比であん分してえた値から同時最大受電電力を契約受電電力の比であん分してえた値を差し引いた値といたします。

(ﾛ) 同時最大受電電力が発電設備等に係る供給地点の接続送電サービス契約電力（発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は，１接続送電サービスを適用したときのその１月の接続送電サービス契約電力といたします。）を下回る場合

発電バランシンググループごとの契約超過受電電力は，その１月の

最大連系電力等を契約受電電力の比であん分してえた値から発電設備等に係る供給地点のその１月の接続送電サービス契約電力（発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は，１接続送電サービスを適用したときのその１月の接続送電サービス契約電力といたします。）を契約受電電力の比であん分してえた値を差し引いた値といたします。ただし，差し引いた値が零を下回る場合は，契約超過金を申し受けません。

ハ　イおよびロにおいて，契約超過受電電力の算定上，次のものについても接続送電サービス契約電力１キロワットとみなします。

(ｲ)　臨時接続送電サービス契約電力（発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は，１臨時接続送電サービスを適用したときの臨時接続送電サービス契約電力といたします。）１キロワット

(ﾛ)　接続送電サービス契約電流または臨時接続送電サービス契約電流10アンペア

ただし，接続送電サービス契約電流が５アンペアの場合は，0.5キロワットとみなし，15アンペアの場合は，1.5キロワットとみなします。

(ﾊ)　接続送電サービス契約容量または臨時接続送電サービス契約容量１キロボルトアンペア

(ﾆ)　電灯臨時定額接続送電サービスにおける契約負荷設備の総容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，各契約負荷設備ごとに別表４〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）１キロボルトアンペア

ただし，電灯臨時定額接続送電サービスにおける契約負荷設備の総容量の端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。

(ﾎ)　附則４（揚水発電設備等が設置された需要場所に接続供給を行なう場合の特別措置）の適用を受けている場合の接続供給課金対象電力（揚水発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は，１接続送電サービスまたは１臨時接続送電サービスを適用

したときの接続供給課金対象電力といたします。）１キロワット

（３） 契約超過金の支払期日および支払方法については，次のとおりといたします。

イ　契約者の場合

契約電力をこえて電気を使用された月の検針日が供給側料金算定日となる日程等別料金（該当する日程等別料金がない場合は，供給側料金算定日が直後の日程等別料金といたします。）の支払期日までに，原則として，その日程等別料金とあわせて支払っていただきます。

ロ　発電者の場合

同時最大受電電力をこえて発電または放電された月の検針日が受電側料金算定日となる系統連系受電サービス料金（該当する系統連系受電サービス料金がない場合は，受電側料金算定日が直後の系統連系受電サービス料金といたします。）の支払期日までに，原則として，その系統連系受電サービス料金とあわせて支払っていただきます。

42 力率の保持

（１） 低圧で供給する場合

イ　接続供給における供給地点ごとの力率は，原則として，電灯定額接続送電サービス，電灯標準接続送電サービス，電灯時間帯別接続送電サービス，電灯従量接続送電サービス，電灯臨時定額接続送電サービスまたは電灯臨時接続送電サービスの適用を受ける供給地点については90パーセント以上，その他の供給地点については85パーセント以上に保持していただきます。

ロ　進相用コンデンサを取り付ける場合は，それぞれの電気機器ごとに取り付けていただきます。ただし，やむをえない事情によって，２以上の電気機器に対して一括して取り付ける場合は，進相用コンデンサの開放により，軽負荷時の力率が進み力率とならないようにしていただきます。

なお，進相用コンデンサは，別表12（進相用コンデンサ取付容量基準）を基準として取り付けていただきます。

（２） 高圧または特別高圧で供給する場合

イ　接続供給における供給地点ごとの力率は，原則として85パーセント以上に保持していただきます。

なお，軽負荷時には進み力率とならないようにしていただきます。

ロ　当社は，技術上必要がある場合には，進相用コンデンサの開閉をお願いすることおよび接続する進相用コンデンサ容量を協議させていただくことがあります。

なお，この場合の当該供給地点の１月の力率は，必要に応じて契約者と当社との協議（分割接続供給の場合は，双方の契約者と当社との協議といたします。）によって定めます。

43　発電場所および需要場所への立入りによる業務の実施

当社は，次の業務を実施するため，発電者の承諾をえて発電者の土地もしくは建物に，または需要者の承諾をえて需要者の土地もしくは建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合（託送供給または発電量調整供給の終了後の立入りとなる場合を含みます。）には，正当な理由がない限り，立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。

なお，発電者または需要者のお求めに応じ，係員は，所定の証明書を提示いたします。

（１）　受電地点に至るまでの当社の供給設備および供給地点に至るまでの当社の供給設備または計量器等発電場所内および需要場所内の当社の電気工作物の設計，施工（取付けおよび取外しを含みます。），改修または検査

（２）　76（保安等に対する発電者および需要者の協力）によって必要な発電者または需要者の電気工作物の検査等の業務

（３）　不正な電気の使用の防止等に必要な，発電者もしくは需要者の電気機器の試験，契約負荷設備，契約主開閉器もしくはその他電気工作物の確認もしくは検査または発電者もしくは需要者の電気の使用用途の確認

（４）　計量器の検針または計量値の確認

（５）　45（託送供給等の停止），53（契約の廃止）または55（解約等）により必要な処置

（６）　その他この約款によって，接続供給契約，振替供給契約，発電量調整供

給契約および系統連系受電契約の成立，変更もしくは終了等に必要な業務または当社の電気工作物にかかわる保安の確認に必要な業務

44　託送供給等にともなう協力

（１）　発電者または需要者が次の原因等により他者の電気の使用を妨害し，もしくは妨害するおそれがある場合，または当社もしくは他の電気事業者の電気工作物に支障を及ぼし，もしくは支障を及ぼすおそれがある場合（この場合の判定は，その原因となる現象が最も著しいと認められる地点で行ないます。）には，託送供給契約については契約者の，発電量調整供給契約については発電契約者の負担で，必要な調整装置または保護装置を発電場所または需要場所に施設していただくとともに，とくに必要がある場合には，託送供給契約については契約者の，発電量調整供給契約については発電契約者の負担で，当社が供給設備を変更し，または専用供給設備を施設いたします。

イ　負荷等の特性によって各相間の負荷が著しく平衡を欠く場合

ロ　負荷等の特性によって電圧または周波数が著しく変動する場合

ハ　負荷等の特性によって波形に著しいひずみを生ずる場合

ニ　著しい高周波または高調波を発生する場合

ホ　その他イ，ロ，ハまたはニに準ずる場合

（２）　発電者または需要者が発電設備等を当社の供給設備に電気的に接続して使用される場合は，（１）に準じて取り扱います。

なお，この場合の料金その他の連系条件は，別に定める発電設備系統連系サービス要綱によります。

45　託送供給等の停止

（１）　契約者，発電契約者，発電者または需要者が次のいずれかに該当する場合には，当社は，当該託送供給または発電量調整供給を停止することがあります。

イ　契約者，発電契約者，発電者または需要者の責めとなる理由により生じた保安上の危険のため緊急を要する場合

ロ　発電場所内または需要場所内の当社の電気工作物を故意に損傷し，または亡失して，当社に重大な損害を与えた場合

ハ　62（引込線の接続）に反して，当社の供給設備と発電者の電気設備または需要者の電気設備との接続を行なった場合

（2）　契約者，発電契約者，発電者または需要者が次のいずれかに該当し，当社が契約者，発電契約者または発電者にその旨を警告しても改めない場合には，当社は，当該託送供給または発電量調整供給を停止することがあります。

イ　契約者，発電契約者，発電者または需要者の責めとなる理由により保安上の危険がある場合

ロ　電気工作物の改変等によって不正に当社の電線路を使用，電気を使用または発電もしくは放電された場合

ハ　契約負荷設備以外の負荷設備によって電気を使用された場合

ニ　動力標準接続送電サービス，動力時間帯別接続送電サービス，動力従量接続送電サービス，動力臨時定額接続送電サービスまたは動力臨時接続送電サービスの場合で，変圧器，発電設備等その他を介して，電灯または小型機器を使用されたとき。

ホ　43（発電場所および需要場所への立入りによる業務の実施）に反して，当社の係員の立入りによる業務の実施を正当な理由なく拒否された場合

ヘ　44（託送供給等にともなう協力）によって必要となる措置を講じられない場合

（3）　契約者，発電契約者または発電者が次のいずれかに該当し，当社が契約者，発電契約者または発電者にその改善を求めた場合で，40（適正契約の保持等）に定める適正契約への変更および適正な使用状態または発電・放電状態への修正に応じていただけないときには，当社は，当該託送供給または発電量調整供給を停止することがあります。

イ　接続送電サービス契約電力をこえて接続送電サービスを使用される場合

ロ　臨時接続送電サービス契約電力をこえて臨時接続送電サービスを使用される場合

ハ　予備送電サービス契約電力をこえて予備送電サービスを使用される場合

ニ　発電量調整受電電力が契約受電電力または同時最大受電電力をこえる場合

ホ　接続供給電力が接続送電サービス契約電力を継続して下回る場合（19〔接続送電サービス〕（３）イ(ニ)に定める電灯従量接続送電サービス，19〔接続送電サービス〕（３）イ(ト)に定める動力従量接続送電サービス，19〔接続送電サービス〕（３）ロ(ハ)に定める高圧従量接続送電サービスまたは19〔接続送電サービス〕（３）ハ(ハ)に定める特別高圧従量接続送電サービスの適用を受ける場合に限ります。）

（４）　発電者または需要者がその他この約款に反した場合には，当社は，当該託送供給または発電量調整供給を停止することがあります。

（５）　（１）から（４）によって当該託送供給または発電量調整供給を停止する場合には，当社は，当社の供給設備または発電者もしくは需要者の電気設備において，託送供給または発電量調整供給の停止のための適当な処置を行ないます。

なお，この場合には，必要に応じて発電者および需要者に協力をしていただきます。

また，停止のための適当な処置を行なう場合には，その旨を文書等により発電者または需要者にお知らせすることがあります。

46　託送供給等の停止の解除

45（託送供給等の停止）によって託送供給または発電量調整供給を停止した場合で，契約者，発電契約者，発電者または需要者がその理由となった事実を解消したときには，当社は，すみやかに当該託送供給または発電量調整供給を再開いたします。

47　託送供給等の停止期間中の料金

45（託送供給等の停止）によって接続供給または発電量調整供給を停止した場合には，その停止期間中については，まったく電気を使用しない場合ま

たはまったく発電もしくは放電しない場合の月額料金を33（料金の算定）により日割計算をして，料金を算定いたします。

48 違　　約　　金

（１） 契約者，発電契約者，発電者または需要者が次のいずれかに該当し，そのために料金の全部または一部の支払いを免れた場合には，当社は，その免れた金額の３倍に相当する金額を，違約金として接続供給契約については契約者から，発電量調整供給契約については発電契約者から，系統連系受電契約については発電者から申し受けます。

イ　１（適用）に定める用途以外の用途に電気を使用された場合

ロ　45（託送供給等の停止）（２）ロ，ハまたはニの場合

（２）（１）の免れた金額は，この約款に定められた供給条件にもとづいて算定された金額と，不正な使用方法または発電・放電方法にもとづいて算定された金額との差額といたします。

（３） 不正に使用した期間または不正に発電もしくは放電した期間が確認できない場合は，６月以内で当社が決定した期間といたします。

49 損害賠償の免責

（１） 11（託送供給等の開始）（２）によって託送供給または電力量調整供給の開始日を変更した場合，39（給電指令の実施等）によって発電者の発電もしくは放電または需要者の電気の使用を制限し，もしくは中止した場合，または発電者の発電設備等に連系する当社の供給設備の事故により発電者の発電もしくは放電を制限し，または中止した場合で，それが当社の責めとならない理由によるものであるときには，当社は，契約者，発電契約者，需要抑制契約者，発電者または需要者の受けた損害について賠償の責めを負いません。

（２） 45（託送供給等の停止）によって託送供給もしくは発電量調整供給を停止した場合または55（解約等）によって接続供給契約，振替供給契約，発電量調整供給契約，系統連系受電契約もしくは需要抑制量調整供給契約を解約した場合には，当社は，契約者，発電契約者，需要抑制契約者，発電

者または需要者の受けた損害について賠償の責めを負いません。

（３） 45（託送供給等の停止）によって停止のための適当な処置を行なう旨を文書等により発電者もしくは需要者にお知らせした場合または55（解約等）によって契約者もしくは発電契約者が55（解約等）（１）ロに該当する旨を文書等により発電者もしくは需要者にお知らせした場合には，当社は，契約者，発電契約者，需要抑制契約者，発電者または需要者の受けた損害について賠償の責めを負いません。

（４） 当社に故意または過失がある場合を除き，当社は，契約者，発電契約者，需要抑制契約者，発電者または需要者が漏電その他の事故により受けた損害について賠償の責めを負いません。

50 設 備 の 賠 償

契約者，発電契約者，発電者または需要者が故意または過失によって，発電場所内または需要場所内の当社の電気工作物，電気機器その他の設備を損傷し，または亡失した場合は，その設備について次の金額を託送供給契約については契約者に，発電量調整供給契約については発電契約者に賠償していただきます。

（１） 修理可能の場合

修理費

（２） 亡失または修理不可能の場合

帳簿価額と取替工費との合計額

Ⅵ　契約の変更および終了

51　契 約 の 変 更

（１）　接続供給契約，振替供給契約，発電量調整供給契約，系統連系受電契約または需要抑制量調整供給契約の内容に変更が生じる場合は，Ⅱ（契約の申込み）に定める新たに接続供給契約，振替供給契約，発電量調整供給契約，系統連系受電契約または需要抑制量調整供給契約を希望される場合に準じて接続供給契約，振替供給契約，発電量調整供給契約，系統連系受電契約または需要抑制量調整供給契約を変更するものとし，すみやかに当社に変更を申し出ていただきます。

（２）　契約電力等，契約受電電力または同時最大受電電力の減少を希望される場合の(１)による契約の変更は，次のとおりといたします。

ただし，当社の供給設備を同一条件で継続して利用または反復して利用されることが想定されるにもかかわらず，発電契約者から，発電設備等の検査，補修，休止等の理由により契約受電電力または同時最大受電電力の減少の申出がある場合は，正当な理由がない限り，契約受電電力または同時最大受電電力の減少はできないものといたします。

イ　契約者または発電契約者は，あらかじめ契約電力等，契約受電電力または同時最大受電電力の減少希望日を定めて，当社に申し出ていただきます。この場合，当社は，原則として，契約者または発電契約者が申し出た契約電力等，契約受電電力または同時最大受電電力の減少希望日に契約電力等，契約受電電力または同時最大受電電力を減少させるための適当な処置を行ないます。

ロ　契約電力等，契約受電電力または同時最大受電電力は，次の場合を除き，契約者または発電契約者が当社に申し出た減少希望日に減少いたします。

(ｲ)　当社が契約者または発電契約者からの申出を減少希望日の翌日以降に受けた場合は，申出を受けた日に契約電力等，契約受電電力または同時最大受電電力が減少したものといたします。

(ﾛ)　当社の責めとならない理由（非常変災等の場合を除きます。）により契約電力等，契約受電電力または同時最大受電電力を減少させるための処置ができない場合は，契約電力等，契約受電電力または同時最大受電電力を減少させるための処置が可能となった日に減少するものといたします。

（３）　低圧で供給する場合で，需要者が小売電気事業者の変更を希望され，契約者が接続供給契約を変更するときの(１)による接続供給契約の変更は，次のとおりといたします。

イ　需要者への電気の供給を廃止される契約者は，あらかじめ当該需要者に係る供給地点への託送供給の廃止希望日を定めて，当社に申し出ていただきます。ただし，廃止申込みがロの開始申込みより先だって行なわれた場合で，当該需要者への電気の供給を新たに開始される契約者からの当該供給地点への託送供給の開始の申込みが廃止希望日の２暦日前から起算して８営業日前の日の１暦日前（記録型計量器を取り付けている場合は廃止希望日の２暦日前から起算して１営業日前の日の１暦日前といたします。）までに行なわれなかったときには，当社は，当該廃止申込みの承諾を取り消します。

また，廃止日は，当該供給地点への電気の供給を新たに開始される契約者が当社と定めた開始日と同一の日といたします。

ロ　需要者への電気の供給を新たに開始される契約者は，あらかじめ当該需要者に係る供給地点への託送供給の開始希望日を定めて，当社に申し出ていただきます。この場合，当社は，契約者と協議のうえ開始日を定めます。ただし，開始申込みが廃止申込みより先だって行なわれた場合で，当該需要者への電気の供給を廃止される契約者からの当該供給地点への託送供給の廃止の申込みが開始希望日の２暦日前から起算して８営業日前の日の１暦日前（記録型計量器を取り付けている場合は廃止希望日の２暦日前から起算して１営業日前の日の１暦日前といたします。）までに行なわれなかったときには，当社は，当該開始申込みの承諾を取り消します。

ハ　イおよびロにおける営業日は，当社が定めるものとし，契約者にお知

らせいたします。

（４） 分割接続供給の場合で，いずれかの契約者に係る接続供給契約の内容に変更が生ずるときは，あらかじめ双方の契約者で協議のうえ，すみやかに当社に変更を申し出ていただきます。

なお，分割接続供給に係る接続供給契約の開始または変更後１年に満たない場合，９（検討および契約の申込み）（４）イ(ヲ) ａ， ｂおよびｄの事項の変更はできないものといたします。

（５） 需要抑制量調整供給契約の場合で，需要者が電力需給に関する契約等を締結している契約者を変更されたときは，需要抑制契約者からの申出がない場合であっても，当社は，需要者の需要場所に係る需要抑制量調整供給を終了させるための処置を行なうことがあります。

なお，この場合には，当社が当該需要場所に係る需要抑制量調整供給を終了させるための処置を行なった日に需要抑制量調整供給契約は変更され，または消滅するものといたします。

（６） 混雑緩和希望者提起による系統増強プロセス（以下「混雑緩和プロセス」といいます。）により供給設備の変更を希望される場合で，発電契約者が発電量調整供給契約を変更するときの(１)による発電量調整供給契約の変更は，次のとおりといたします。

イ 事前照会の申込み

(ｲ) 発電契約者は，混雑緩和プロセスの概要検討（以下「概要検討」といいます。）の申込みに先だち，当社所定の様式により，混雑緩和プロセスの事前照会（以下「事前照会」といいます。）の申込みをしていただきます。

(ﾛ) 当社は，原則として事前照会の申込みから２月以内に検討結果をお知らせいたします。

ロ 概要検討の申込み

(ｲ) 発電契約者は，混雑緩和プロセス開始の申込みに先だち，当社所定の様式により，イ(ﾛ)の検討結果をお知らせした日から２月以内に概要検討の申込みをしていただきます。

(ﾛ) 当社は，原則として概要検討の申込みから３月以内に検討結果をお

知らせいたします。

(ハ)　当社は，１受電地点１検討につき22万円を調査料として，概要検討の申込み時に発電契約者から申し受けます。

ハ　混雑緩和プロセス開始の申込み

発電契約者が混雑緩和プロセスを希望される場合で，電力広域的運営推進機関送配電等業務指針に定める混雑緩和プロセスに関する保証金（以下「混雑緩和プロセスに関する保証金」といい，その金額は電力広域的運営推進機関業務規程に定める方法により算定いたします。）を要するときは，混雑緩和プロセスに関する保証金をお支払いいただき，ロ(ロ)の検討結果をお知らせした日から１月以内に混雑緩和プロセス開始の申込みをしていただきます。

なお，発電契約者が追加混雑緩和希望者の募集が開始された混雑緩和プロセスへ参加を希望される場合で，混雑緩和プロセスに関する保証金を要するときは，混雑緩和プロセスに関する保証金をお支払いいただき，募集開始日から２月以内に応募をしていただきます。

また，混雑緩和プロセスにもとづき工事費負担金補償金を定める場合は，当社と工事費負担金の補償に関する契約を締結していただきます。

52　名 義 の 変 更

合併その他の原因によって，新たな契約者，発電契約者，発電者または需要抑制契約者が，それまで託送供給または電力量調整供給を受けていた契約者，発電契約者，発電者または需要抑制契約者の当社に対する接続供給契約もしくは振替供給契約，発電量調整供給契約，系統連系受電契約または需要抑制量調整供給契約についてのすべての権利義務を受け継ぎ，引き続き託送供給または電力量調整供給を希望される場合は，名義変更の手続きによることができます。この場合には，新たな契約者，発電契約者，発電者または需要抑制契約者は，その旨を当社へ文書により申し出ていただきます。ただし，新たな契約者，発電契約者または発電者が，それまで託送供給を受けていた契約者の当社に対する自己等への電気の供給の用に供するための接続供給契約もしくは振替供給契約，発電量調整供給契約または系統連系受電契約につ

いてのすべての権利義務を受け継ぎ，引き続き当該接続供給契約もしくは当該振替供給契約，当該発電量調整供給契約または当該系統連系受電契約を希望される場合は，８（契約の要件）（１）リに定める要件を満たすことを文書により証明できるときに限り，名義変更の手続きによることができます。

53 契 約 の 廃 止

（１） 契約者が接続供給契約もしくは振替供給契約を廃止しようとされる場合，発電契約者が発電量調整供給契約を廃止しようとされる場合，発電者が系統連系受電契約を廃止しようとされる場合または需要抑制契約者が需要抑制量調整供給契約を廃止しようとされる場合は，契約者，発電契約者，発電者または需要抑制契約者は，あらかじめその廃止期日を定めて，当社に通知していただきます。この場合，当社は，原則として，契約者または発電契約者から通知された廃止期日に，当社の供給設備または発電者もしくは需要者の電気設備において，託送供給または発電量調整供給を終了させるための適当な処置を行ないます。

なお，この場合には，必要に応じて発電者および需要者に協力をしていただきます。

（２） 当社の供給設備を継続して利用または反復して利用されることが想定されるにもかかわらず，発電契約者または発電者から，発電設備等の検査，補修，休止等の理由により発電量調整供給契約または系統連系受電契約の廃止の申出がある場合は，正当な理由がない限り，（１）にかかわらず，発電量調整供給契約または系統連系受電契約の廃止はできないものといたします。

（３） 接続供給契約，振替供給契約，発電量調整供給契約，系統連系受電契約または需要抑制量調整供給契約は，55（解約等）および次の場合を除き，契約者，発電契約者，発電者または需要抑制契約者が当社に通知された廃止期日に消滅いたします。

イ 当社が契約者，発電契約者，発電者または需要抑制契約者の廃止通知を廃止期日の翌日以降に受けた場合は，通知を受けた日に接続供給契約，振替供給契約，発電量調整供給契約，系統連系受電契約または需要抑制

量調整供給契約が消滅したものといたします。

ロ　当社の責めとならない理由（非常変災等の場合を除きます。）により託送供給または発電量調整供給を終了させるための処置ができない場合は，接続供給契約，振替供給契約，発電量調整供給契約または系統連系受電契約は，託送供給または発電量調整供給を終了させるための処置が可能となった日に消滅するものといたします。

（４）　分割接続供給の場合で，いずれかの契約者に係る接続供給契約を廃止しようとするときは，あらかじめ双方の契約者で協議のうえ，（１）に準じて接続供給契約の廃止を申し出ていただきます。

なお，一方の契約者に係る接続供給契約が廃止された場合，当社は，原則として，他の一方の契約者へ当該供給地点におけるすべての電気について接続供給を行なうことといたします。この場合，当該供給地点においてすべての電気について接続供給を受ける契約者は，51（契約の変更）（１）に準じて接続供給契約を変更していただきます。

（５）　発電量調整供給契約または系統連系受電契約の場合で，発電量調整供給契約または系統連系受電契約を締結している発電場所と同一の場所である需要場所において締結している接続供給契約（発電設備等に係る供給地点の接続供給契約に限ります。）が廃止されたときは，発電契約者または発電者からの申出がない場合であっても，当社は，当該発電場所に係る発電量調整供給を終了させるための処置を行ないます。

なお，この場合には，当社が当該発電場所に係る発電量調整供給を終了させるための処置を行なった日に発電量調整供給契約および系統連系受電契約は変更され，または消滅するものといたします。

（６）　需要抑制量調整供給契約の場合で，需要者が電力需給に関する契約等を締結している契約者が契約を廃止されたときは，需要抑制契約者からの申出がない場合であっても，当社は，需要者の需要場所に係る需要抑制量調整供給を終了させるための処置を行なうことがあります。

なお，この場合には，当社が当該需要場所に係る需要抑制量調整供給を終了させるための処置を行なった日に需要抑制量調整供給契約は変更され，または消滅するものといたします。

54　供給開始後の契約の消滅または変更にともなう料金および工事費の精算

（１）　次の場合には，当社は，接続供給契約の消滅または変更の日に料金および工事費を契約者に，発電量調整供給契約の消滅または変更の日に料金および工事費を発電契約者に，それぞれ精算していただきます。

なお，この場合は，受電地点または供給地点ごとに精算するものといたします。ただし，分割接続供給の場合は，供給地点に係る接続供給契約ごとに精算するものといたします。

イ　接続供給の場合

(ｲ)　低圧で供給する場合

ａ　契約者が接続送電サービス契約電力，接続送電サービス契約電流または接続送電サービス契約容量を新たに設定し，または増加された後１年に満たないでこれを消滅させる場合は，それまでの期間の接続送電サービス料金について，さかのぼって，新たに設定し，または増加された接続送電サービス契約電力，接続送電サービス契約電流または接続送電サービス契約容量分につき，電灯標準接続送電サービス，電灯時間帯別接続送電サービスまたは電灯従量接続送電サービスの適用を受けていた場合は該当料金の10パーセントを割増ししたものを適用し，動力標準接続送電サービス，動力時間帯別接続送電サービスまたは動力従量接続送電サービスの適用を受けていた場合は該当料金の20パーセントを割増ししたものを適用いたします。

また，当社は，契約者が接続送電サービス契約電力，接続送電サービス契約電流または接続送電サービス契約容量を新たに設定し，または増加されたことにともない新たに施設した供給設備について，73（臨時工事費）の臨時工事費として算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額を精算いたします。

なお，増加後に消滅させる場合には，それぞれの接続供給電力量は，接続送電サービス契約電力，接続送電サービス契約電流または接続送電サービス契約容量の増加分と残余分の比であん分したものといたします。

b　契約者が接続送電サービス契約電力，接続送電サービス契約電流または接続送電サービス契約容量を新たに設定し，または増加された後１年に満たないでこれを減少しようとされる場合は，それまでの期間の接続送電サービス料金について，さかのぼって，減少される接続送電サービス契約電力，接続送電サービス契約電流または接続送電サービス契約容量分につき，電灯標準接続送電サービス，電灯時間帯別接続送電サービスまたは電灯従量接続送電サービスの適用を受けていた場合は該当料金の10パーセントを割増ししたものを適用し，動力標準接続送電サービス，動力時間帯別接続送電サービスまたは動力従量接続送電サービスの適用を受けていた場合は該当料金の20パーセントを割増ししたものを適用いたします。

また，当社の供給設備のうち接続送電サービス契約電力，接続送電サービス契約電流または接続送電サービス契約容量の減少に見合う部分について，73（臨時工事費）の臨時工事費として算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額を精算いたします。

なお，この場合には，それぞれの接続供給電力量は，接続送電サービス契約電力，接続送電サービス契約電流または接続送電サービス契約容量の減少分と残余分の比であん分したものといたします。

c　当社が将来の需要等を考慮して供給設備を常置する場合は，ａおよびｂにかかわらず精算いたしません。

d　電灯定額接続送電サービスの適用を受ける場合の料金および工事費の精算は，ａ，ｂおよびｃに準ずるものといたします。

(ﾛ)　高圧または特別高圧で供給する場合

a　契約者が接続送電サービス契約電力または予備送電サービス契約電力を新たに設定し，または増加された後１年に満たないでこれを消滅させる場合は，それまでの期間の接続送電サービス料金または予備送電サービス料金について，さかのぼって，新たに設定し，または増加された契約電力分につき該当料金の20パーセントを割増ししたものを適用いたします。また，当社は，契約者が接続送電サービス契約電力または予備送電サービス契約電力を新たに設定し，ま

たは増加されたことにともない新たに施設した供給設備について，73（臨時工事費）の臨時工事費として算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額を精算いたします。

なお，増加後に消滅させる場合には，それぞれの接続供給電力量は，接続送電サービス契約電力の増加分と残余分の比であん分したものといたします。

b　契約者が接続送電サービス契約電力または予備送電サービス契約電力を新たに設定し，または増加された後１年に満たないでこれを減少しようとされる場合は，それまでの期間の接続送電サービス料金または予備送電サービス料金について，さかのぼって，減少契約電力分につき該当料金の20パーセントを割増ししたものを適用いたします。また，当社の供給設備のうち接続送電サービス契約電力または予備送電サービス契約電力の減少に見合う部分について，73（臨時工事費）の臨時工事費として算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額を精算いたします。

なお，この場合には，それぞれの接続供給電力量は，接続送電サービス契約電力の減少分と残余分の比であん分したものといたします。

c　分割接続供給の場合は，ａおよびｂにかかわらず，次のとおりといたします。

(a)　契約者が，１供給地点につき，１接続送電サービスまたは１予備送電サービスを適用した場合の接続送電サービス契約電力または予備送電サービス契約電力を新たに設定し，または増加された後１年に満たないでこれを消滅させる場合は，それまでの期間の双方の契約者に係る接続送電サービス料金または予備送電サービス料金および１供給地点につき，１接続送電サービスまたは１予備送電サービスを適用した場合の接続送電サービス料金または予備送電サービス料金について，さかのぼって，新たに設定し，または増加された契約電力分につき該当料金の20パーセントを割増ししたものを適用いたします。また，当社は，契約者が，１供給

地点につき，１接続送電サービスまたは１予備送電サービスを適用した場合の接続送電サービス契約電力または予備送電サービス契約電力を新たに設定し，または増加されたことにともない新たに施設した供給設備について，73（臨時工事費）の臨時工事費として算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額を，双方の契約者と当社との協議によって，一方または双方の契約者と精算いたします。

なお，増加後に消滅させる場合には，それぞれの接続供給電力量は，接続送電サービス契約電力の増加分と残余分の比であん分したものといたします。

(b)　契約者が，１供給地点につき，１接続送電サービスまたは１予備送電サービスを適用した場合の接続送電サービス契約電力または予備送電サービス契約電力を新たに設定し，または増加された後１年に満たないでこれを減少しようとされる場合は，それまでの期間の双方の契約者に係る接続送電サービス料金または予備送電サービス料金および１供給地点につき，１接続送電サービスまたは１予備送電サービスを適用した場合の接続送電サービス料金または予備送電サービス料金について，さかのぼって，減少契約電力分につき該当料金の20パーセントを割増ししたものを適用いたします。また，当社の供給設備のうち，１供給地点につき，１接続送電サービスまたは１予備送電サービスを適用した場合の接続送電サービス契約電力または予備送電サービス契約電力の減少に見合う部分について，73（臨時工事費）の臨時工事費として算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額を，双方の契約者と当社との協議によって，一方または双方の契約者と精算いたします。

なお，この場合には，それぞれの接続供給電力量は，接続送電サービス契約電力の減少分と残余分の比であん分したものといたします。

(c)　(a)または(b)で料金の精算を行なう場合で，それぞれの契約者

に係る接続送電サービス料金の合計と，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービス料金との間に差が生ずるときは，33（料金の算定）(10)に準じて接続送電サービス料金の調整を行ない，それぞれの契約者に係る予備送電サービス料金の合計と，１供給地点につき，１予備送電サービスを適用した場合の予備送電サービス料金との間に差が生ずるときは，33（料金の算定）(12)に準じて予備送電サービス料金の調整を行ないます。

(ﾊ)　19（接続送電サービス）（２）イ(ｲ)によって接続送電サービス契約電力を定める契約者（19〔接続送電サービス〕（２）ニで需要者の発電設備の検査，補修または事故〔停電による停止等を含みます。〕により生じた不足電力の補給にあてるための電気の供給分以外の供給分について，19〔接続送電サービス〕（２）イ(ｲ)に準じて定める契約者を含みます。）が，需要場所における受電設備等を新たに設定し，または需要場所における受電設備の総容量等を増加された日以降１年に満たないで接続送電サービス契約電力を消滅させ，または19（接続送電サービス）（２）イ(ｲ) ｃにより接続送電サービス契約電力を減少しようとされる場合は，(ｲ)または(ﾛ)に準ずるものといたします。この場合，(ｲ)または(ﾛ)にいう接続送電サービス契約電力を新たに設定するとは，需要場所における受電設備等を新たに設定することとし，接続送電サービス契約電力を増加するとは，需要場所における受電設備の総容量等を増加することとし，接続送電サービス契約電力を減少するとは，19（接続送電サービス）（２）イ(ｲ) ｃにより接続送電サービス契約電力を減少することといたします。

ロ　発電量調整供給の場合

(ｲ)　発電契約者が契約受電電力，同時最大受電電力または予備送電サービス契約電力を新たに設定し，または増加された後１年に満たないでこれを消滅させる場合は，新たに施設した当社の供給設備を撤去する場合の諸工費から，その撤去後の資材の残存価額を差し引いた金額を申し受けます。

(ﾛ)　発電契約者が契約受電電力，同時最大受電電力または予備送電サービス契約電力を新たに設定し，または増加された後１年に満たないでこれを減少しようとされる場合は，当社の供給設備のうち契約受電電力，同時最大受電電力または予備送電サービス契約電力の減少に見合う部分について，新たに施設した当社の供給設備を撤去する場合の諸工費から，その撤去後の資材の残存価額を差し引いた金額を申し受けます。

（２）　発電者または需要者が当社の供給設備を同一の使用形態で利用され，利用されてからの期間が１年以上になる場合には，１年以上利用される契約電力等に見合う部分については，（１）にかかわらず精算いたしません。

なお，接続供給契約または発電量調整供給契約の消滅または変更の日以降に１年以上にならないことが明らかになった場合には，明らかになった日に（１）に準じて精算を行ないます。

（３）　非常変災等やむをえない理由による場合は，（１）にかかわらず精算いたしません。

55　解　　約　　等

（１）　当社は，次の場合には，接続供給契約，振替供給契約，発電量調整供給契約，系統連系受電契約または需要抑制量調整供給契約を解約することがあります。

なお，系統連系受電契約を解約した場合には，当該発電場所に係る発電量調整供給契約は変更され，または消滅するものといたします。

この場合には，その旨を文書により契約者，発電契約者，発電者または需要抑制契約者にお知らせいたします。

また，契約者，発電契約者，発電者または需要抑制契約者がロに該当する場合は，その旨を文書等により発電者，需要者または需要者と電力需給に関する契約等を締結している契約者にお知らせすることがあります。

イ　45（託送供給等の停止）によって託送供給または発電量調整供給を停止された契約者，発電契約者，発電者または需要者が当社の定めた期日までにその理由となった事実を解消されない場合

ロ　契約者，発電契約者，発電者または需要抑制契約者が次のいずれかに該当する場合

(ｲ)　料金を支払期日を経過してなお支払われない場合

(ﾛ)　発電契約者と当社が，発電者の料金，延滞利息および契約超過金の支払いに関する期日をあらかじめ定めた場合で，あらかじめ定めた支払いに関する期日を経過してなお引き渡されないとき。

(ﾊ)　他の接続供給契約（既に消滅しているものを含みます。），発電量調整供給契約（既に消滅しているものを含みます。），系統連系受電契約（既に消滅しているものを含みます。）または需要抑制量調整供給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を支払期日を経過してなお支払われない場合

(ﾆ)　料金以外の債務を支払われない場合

(ﾎ)　当社と締結する他の契約（既に消滅しているものを含みます。）にもとづく料金等の金銭債務を支払われない場合

ハ　契約者，発電契約者，発電者または需要抑制契約者が次のいずれかに該当し，当社が契約者，発電契約者，発電者または需要抑制契約者にその改善を求めた場合で，40（適正契約の保持等）に定める適正契約への変更および適正な使用状態，発電・放電状態または需要抑制状態への修正に応じていただけないとき。

(ｲ)　８（契約の要件）を欠くに至った場合

(ﾛ)　接続供給の場合で，頻繁に接続対象電力量と接続対象計画電力量との間に著しい差が生じるとき。

(ﾊ)　発電量調整供給の場合で，頻繁に発電量調整受電電力量と発電量調整受電計画電力量との間に著しい差が生じるとき。

(ﾆ)　需要抑制量調整供給の場合で，頻繁に需要抑制量調整受電電力量と需要抑制量調整受電計画電力量との間に著しい差が生じるとき。

(ﾎ)　需要抑制量調整供給の場合で，頻繁にベースラインが著しく不適当と認められるとき。

(ﾍ)　発電量調整受電電力が契約受電電力または同時最大受電電力をこえる場合

（ト） その他この約款に反した場合

（２） 分割接続供給の場合で，一方の契約者に係る接続供給契約が（１）によって解約されたときは，当社は，原則として，他の一方の契約者へ当該供給地点におけるすべての電気について接続供給を行なうことといたします。この場合，当該供給地点においてすべての電気について接続供給を受ける契約者は，51（契約の変更）（１）に準じて接続供給契約を変更していただきます。

（３） 需要者がその需要場所から移転され，電気を使用されていないことが明らかな場合には，契約者または需要抑制契約者からの申出がない場合であっても，当社は，当該需要場所に係る接続供給および需要抑制量調整供給を終了させるための処置を行なうことがあります。

この場合，当社が当該需要場所に係る接続供給および需要抑制量調整供給を終了させるための処置を行なった日に接続供給契約および需要抑制量調整供給契約は変更され，または消滅するものといたします。

（４） 発電者がその発電場所において，その発電場所に係る設備の保全の意思がないことまたは今後も発電もしくは放電しないことが明らかな場合には，発電契約者または発電者からの申出がない場合であっても，当社は，当該発電場所に係る発電量調整供給を終了させるための処置を行なうことがあります。

この場合，当社が当該発電場所に係る発電量調整供給を終了させるための処置を行なった日に発電量調整供給契約および系統連系受電契約は変更され，または消滅するものといたします。

（５） 発電場所が複数の発電バランシンググループに属しており，かつ，発電者の料金その他を支払期日を経過してなお支払われない場合で，系統連系受電契約を解約したときは，当該発電契約者からの申出がない場合であっても，発電量調整供給契約を変更していただくものとし，当社は，その旨を発電契約者に通知いたします。

なお，発電契約者と同一の者である発電者の場合は，当該発電契約者との発電量調整供給契約は変更され，または消滅するものといたします。

（６） 発電量調整供給契約または系統連系受電契約の場合で，発電量調整供給

契約または系統連系受電契約を締結している発電場所と同一の場所である需要場所において締結している接続供給契約（発電設備等に係る供給地点の接続供給契約に限ります。また，分割接続供給の場合は，当該供給地点に係るすべての接続供給契約といたします。）が(１)によって解約されたときは，発電契約者または発電者からの申出がない場合であっても，当社は，当該発電場所に係る発電量調整供給を終了させるための処置を行ないます。

この場合，当社が当該発電場所に係る発電量調整供給を終了させるための処置を行なった日に発電量調整供給契約および系統連系受電契約は変更され，または消滅するものといたします。

56　契約消滅後の債権債務関係

接続供給契約，振替供給契約，発電量調整供給契約，系統連系受電契約または需要抑制量調整供給契約期間中の料金その他の債権債務は，接続供給契約，振替供給契約，発電量調整供給契約，系統連系受電契約または需要抑制量調整供給契約の消滅によっては消滅いたしません。

Ⅶ　受電方法および供給方法ならびに工事

57　受電地点，供給地点および施設

（1）　受　電　地　点

イ　電気の受電地点は，当社の供給設備と発電者の電気設備との接続点といたします。ただし，発電者の電気設備が当社の供給設備と電気的に接続しない場合の受電地点は，会社間連系点といたします。

ロ　受電地点は，会社間連系点を受電地点とする場合を除き，発電場所内の地点とし，当社の供給設備から最短距離にある場所を基準として発電契約者と当社との協議によって定めます。ただし，次の場合には，発電契約者と当社との協議により，発電場所以外の地点を受電地点とすることがあります。

(ｲ)　山間地，離島にある発電場所等，当社の電線路から遠隔地にあって将来においても周辺地域に他の発電設備等の設置が見込まれない発電場所から電気を受電する場合

(ﾛ)　当社の立入りが困難な発電場所から電気を受電する場合

(ﾊ)　１建物内の２以上の発電場所から電気を受電する場合で各発電場所までの電気設備が当社の管理の及ばない場所を通過することとなるとき。

(ﾆ)　59（地中引込線）（４）により地中引込線によって電気を受電する場合

(ﾎ)　その他特別の事情がある場合

（2）　供　給　地　点

イ　接続供給の場合

(ｲ)　供給地点は，当社の供給設備と需要者の電気設備との接続点といたします。

(ﾛ)　供給地点は，需要場所内の地点とし，当社の供給設備から最短距離にある場所を基準として契約者と当社との協議によって定めます。ただし，次の場合には，契約者と当社との協議により，需要場所以外の

地点を供給地点とすることがあります。

a　山間地，離島にある需要場所等，当社の電線路から遠隔地にあって将来においても周辺地域に他の需要が見込まれない需要場所に対して電気を供給する場合

b　当社の立入りが困難な需要場所に対して電気を供給する場合

c　１建物内の２以上の需要場所に電気を供給する場合で各需要場所までの電気設備が当社の管理の及ばない場所を通過することとなるとき。

d　59（地中引込線）（４）により地中引込線によって電気を供給する場合

e　その他特別の事情がある場合

ロ　振替供給の場合

供給地点は，会社間連系点といたします。

（３）　受電地点に至るまでの供給設備および供給地点に至るまでの供給設備は，当社の所有とし，工事費負担金または臨時工事費として申し受ける金額を除き，当社の負担で施設いたします。

なお，当社は，発電者または需要者（共同引込線による引込みで電気を受電または供給する複数の発電者または需要者を含みます。）のみのために発電者または需要者の土地または建物に引込線，接続装置等の供給設備を施設する場合は，その施設場所を発電者または需要者から無償で提供していただきます。

（４）　付帯設備（（３）により発電者または需要者の土地または建物に施設される供給設備を支持し，または収納する工作物およびその供給設備の施設上必要な発電者または需要者の建物に付合する設備をいいます。）は，原則として，託送供給のために施設する場合は，契約者の負担により，契約者で施設していただき，発電量調整供給のために施設する場合は，発電契約者の負担により，発電契約者で施設していただきます。この場合には，当社が付帯設備を無償で使用できるものといたします。

（５）　特定送配電事業を営む者が維持および運用する電線路に複数の発電場所または複数の需要場所が接続する場合の受電地点または供給地点は，（１）

または(２)に準じて契約者または発電契約者と当社との協議によって定めます。この場合，当該複数の発電場所または複数の需要場所につき，１受電地点または１供給地点といたします。

58 架 空 引 込 線

（１） 当社の供給設備と発電者または需要者の電気設備との接続を引込線によって行なう場合には，原則として架空引込線によるものとし，発電者または需要者の建造物または補助支持物の引込線取付点までは，当社が施設いたします。

（２） 引込線取付点は，当社の供給設備の最も適当な支持物から原則として最短距離の場所であって，堅固に施設できる点を契約者または発電契約者と当社との協議によって定めます。

（３） 受電地点または供給地点から発電者または需要者の引込開閉器に至るまでの配線（以下「引込口配線」といいます。）は，託送供給のために施設する場合は，契約者の負担により，契約者で施設していただき，発電量調整供給のために施設する場合は，発電契約者の負担により，発電契約者で施設していただきます。

（４） 引込線を取り付けるため発電場所内または需要場所内に設置する引込小柱等の補助支持物は，託送供給のために施設する場合は，契約者の負担により，契約者で施設していただき，発電量調整供給のために施設する場合は，発電契約者の負担により，発電契約者で施設していただきます。この場合には，当社が補助支持物を無償で使用できるものといたします。

（５） 当社は，原則として発電者または需要者の承諾をえて，次により，発電者または需要者の引込小柱等の補助支持物を使用して他の発電者から電気を受電または他の需要者へ電気を供給することがあります。

イ 当社は，発電者または需要者の補助支持物を使用して，他の発電者または他の需要者への引込線を施設いたします。この場合，その補助支持物から最短距離の場所にある発電者または需要者の建造物または補助支持物の取付点に至るまでの引込口配線は引込線とし，その引込線および補助支持物の管理（材料費の負担を含みます。）は当社が行ないます。

また，受電地点または供給地点は，発電者または需要者へ引き込むための引込線の終端に変更いたします。

ロ　イにより当社が管理を行なう引込線または補助支持物を改修し，または撤去する場合は，当社が工事を行なうものとし，この場合に生ずる撤去材料は，原則として，発電者または需要者にお返しいたします。また，これにともない新たに施設される場合の引込線または補助支持物は，当社の所有とし，当社の負担で施設いたします。

59　地 中 引 込 線

（１）　架空引込線を施設することが法令上認められない場合または技術上，経済上もしくは地域的な事情により不適当と認められる場合で，当社の供給設備と発電者または需要者の電気設備との接続を地中引込線によって行なうときには，次のイまたはロの最も当社の供給設備に近い接続点までを当社が施設いたします。

イ　発電者が発電場所内に施設する開閉器，断路器もしくは接続装置の接続点または需要者が需要場所内に施設する開閉器，断路器もしくは接続装置の接続点

ロ　当社が施設する計量器（付属装置を含みます。）または接続装置の接続点

なお，当社は，発電者または需要者の土地または建物に接続装置等を施設することがあります。

（２）　（１）により当社の供給設備と接続する電気設備の施設場所は，当社の供給設備の最も適当な支持物または分岐点から最短距離にあり，原則として，地中引込線の施設上とくに多額の費用を要する等特別の工事を必要とせず，かつ，安全に施設できる次のいずれにも該当する場所とし，契約者または発電契約者と当社との協議によって定めます。

なお，これ以外の場合には，発電場所内または需要場所内の地中引込線は，託送供給のために施設する場合は，契約者の負担により，契約者で施設していただき，発電量調整供給のために施設する場合は，発電契約者の負担により，発電契約者で施設していただきます。

イ　発電者または需要者の構内における地中引込線のこう長が50メートル程度以内の場所

ロ　建物の３階以下にある場所

ハ　その他地中引込線の施設上特殊な工法，材料等を必要としない場所

（３）　地中引込線の施設上必要な付帯設備は，原則として，託送供給のために施設する場合は，契約者の負担により，契約者で施設していただき，発電量調整供給のために施設する場合は，発電契約者の負担により，発電契約者で施設していただきます。この場合には，当社が付帯設備を無償で使用できるものといたします。

なお，この場合の付帯設備は，次のものをいいます。

イ　鉄管，暗きょ等発電者または需要者の土地または建物の壁面等に引込線をおさめるために施設される工作物（π引込みの場合のケーブルの引込みおよび引出しのために施設されるものを含みます。）

ロ　発電者または需要者の土地または建物に施設される基礎ブロック（接続装置を固定するためのものをいいます。）およびハンドホール

ハ　その他イまたはロに準ずる設備

（４）　接続を架空引込線によって行なうことができる場合で，契約者または発電契約者の希望によりとくに地中引込線によって行なうときには，地中引込線は，原則として，託送供給のために施設する場合は，契約者の負担により，契約者で施設していただき，発電量調整供給のために施設する場合は，発電契約者の負担により，発電契約者で施設していただきます。ただし，当社が，保安上または保守上適当と認めた場合は，（１）に準じて接続を行ないます。この場合，当社は，67（受電地点への供給設備の工事費負担金）（２），（４）または70（供給地点への供給設備の工事費負担金）（２）の工事費負担金を契約者または発電契約者から申し受けます。

60　連接引込線等

（１）　当社は，建物の密集場所等特別の事情がある場所では，連接引込線（１発電場所または１需要場所の引込線から分岐して支持物を経ないで他の発電場所の受電地点または他の需要場所の供給地点に至る引込線をいいま

す。）または共同引込線によって当社の供給設備と発電者または需要者の電気設備との接続をすることがあります。この場合，当社は，分岐装置を発電者または需要者の土地または建物に施設することがあります。

なお，発電者または需要者の電気設備との接続点までは，当社が施設いたします。

（２） 当社は，原則として発電者または需要者の承諾をえて，次により，発電者または需要者の引込口配線を使用して他の発電者から電気を受電または他の需要者へ電気を供給することがあります。

イ　当社は，発電者または需要者の引込口配線から分岐して，他の発電者または他の需要者への連接引込線を施設いたします。この場合，その引込口配線の終端までは共同引込線とし，その管理（材料費の負担を含みます。）は当社が行ないます。また，受電地点または供給地点は，当社が管理を行なう共同引込線の終端に変更いたします。

ロ　イにより当社が管理を行なう共同引込線を改修し，または撤去する場合は，当社が工事を行なうものとし，この場合に生ずる撤去材料は，原則として，発電者または需要者にお返しいたします。また，これにともない新たに施設される共同引込線は，当社の所有とし，当社の負担で施設いたします。

61　中高層集合住宅等における受電方法および供給方法

中高層集合住宅等の場合で，１建物内の２以上の発電場所または需要場所において電気を受電または供給するときには，当社は，原則として共同引込線による１引込みで電気を受電または供給いたします。

なお，技術上その他やむをえない場合は，当社は，発電者または需要者の土地または建物に変圧器等の供給設備を施設し，電気を受電または供給いたします。この場合，変圧器の２次側接続点までは，当社が施設いたします。

62　引込線の接続

当社の供給設備と発電者または需要者の電気設備との接続は，当社が行ないます。

なお，契約者または発電契約者の希望によって引込線の位置を変更し，またはこれに準ずる工事をする場合には，当社は，実費相当額を契約者または発電契約者から申し受けます。

63　計量器等の取付け

（１）　料金の算定上必要な計量器，その付属装置（計量器箱，変成器，変成器の２次配線および計量情報等を伝送するための通信装置等をいいます。）および区分装置（力率測定時間を区分する装置等をいいます。）については，以下のとおりといたします。ただし，記録型計量器に記録された電力量計の値等を伝送するために当社が発電者または需要者の電気工作物を使用する場合の当該電気工作物は計量器の付属装置とはいたしません。

イ　接続供給電力量の計量に必要な計量器，その付属装置および区分装置は，原則として，接続送電サービス契約電力等に応じて当社が選定し，かつ，当社の所有とし，当社の負担で取り付けます。ただし，契約者の希望によって計量器の付属装置を施設する場合または変成器の２次配線等でとくに多額の費用を要する場合については，契約者の負担により，契約者で取り付けていただくことがあります。

ロ　発電量調整受電電力量の計量に必要な計量器，その付属装置および区分装置は，原則として，契約受電電力に応じて当社が選定し，かつ，当社の所有とし，当社で取り付けます。この場合，当社は68（受電用計量器等の工事費負担金）の工事費負担金を発電契約者から申し受けます。

（２）　計量器，その付属装置および区分装置の取付位置は，適正な計量ができ，かつ，検査ならびに取付けおよび取外し工事が容易な場所（低圧で受電または供給する場合，原則として屋外といたします。）とし，契約者または発電契約者と当社との協議によって定めます。

また，集合住宅等の場合で，契約者または発電契約者の希望によって計量器，その付属装置および区分装置を建物内に取り付けたときには，契約者または発電契約者と当社との協議により，あらかじめ解錠のための鍵等を提出していただくことがあります。

（３）　計量器，その付属装置および区分装置の取付場所は，発電者または需要

者から無償で提供していただきます。また，（1）により契約者または発電契約者が施設するものについては，当社が無償で使用できるものといたします。

（4） 当社は，記録型計量器に記録された電力量計の値等を伝送するために発電者または需要者の電気工作物を使用することがあります。この場合には，当社が無償で使用できるものといたします。

（5） 契約者または発電契約者の希望によって計量器，その付属装置および区分装置の取付位置を変更し，またはこれに準ずる工事をする場合には，当社は，実費相当額を契約者または発電契約者から申し受けます。

（6） 法令により発電量調整受電電力量の計量に必要な計量器およびその付属装置を取り替える場合には，当社は，低圧で受電するときを除き，実費を発電契約者から申し受けます。

64 通信設備等の施設

（1） 給電指令上必要な通信設備等は，当社の所有とし，工事費負担金として申し受ける金額を除き，当社の負担で施設いたします。

（2） 通信設備等の施設場所は，施設工事，検査および保守点検作業が容易な場所とし，契約者または発電契約者と当社との協議によって定めます。

なお，通信設備等の施設場所については，発電者または需要者から無償で提供していただきます。

（3） 契約者または発電契約者の希望によって，通信設備等の施設場所を変更し，またはこれに準ずる工事をする場合には，当社は，実費相当額を契約者または発電契約者から申し受けます。

（4） 系統連系技術要件に定めるＮ－１電制の実施に必要な装置は，発電契約者で施設していただきます。

なお，施設等に要した費用の実費について，当社から発電契約者にお支払いいたします。

65 専用供給設備

（1） 当社は，次の場合には，契約者または発電契約者の専用設備として供給

設備を施設いたします。この場合，受電地点への供給設備については67（受電地点への供給設備の工事費負担金）（２）または（４）の工事費負担金を，供給地点への供給設備については70（供給地点への供給設備の工事費負担金）（２）の工事費負担金を申し受けます。

イ　契約者または発電契約者がとくに希望され，かつ，当社の供給区域内の需要に対する電気の供給および他の発電者からの受電に支障がないと認められる場合

ロ　44（託送供給等にともなう協力）の場合

ハ　発電者もしくは需要者の施設の保安上の理由，または発電場所，需要場所およびその他周囲の状況から将来においても他に当該供給設備の使用が見込まれない等の事情により，特定の契約者または発電契約者のみが使用されることになる供給設備を専用供給設備として施設することが適当と認められる場合

（２）（１）の専用設備は，受電地点から受電地点に最も近い変電所（受電地点に最も近い変電所が専ら受電のために施設される変電所である場合は，当該変電所から最も近い変電所といたします。）までの電線路または供給地点から供給地点に最も近い変電所までの電線路（配電盤，継電器およびその変電所の受電電圧もしくは供給電圧と同位電圧の母線側断路器またはこれに相当する接続点までを含みます。）に限ります。ただし，特別の事情がある場合は，受電電圧または供給電圧と同位の電線路およびこれに接続する変圧器（１次電圧側線路開閉器を含みます。）とすることがあります。

（３）（２）において，開閉所および蓄電所は，変電所とみなします。

（４）（１）および（２）において，受電地点とは会社間連系点以外の受電地点をいい，供給地点とは会社間連系点以外の供給地点をいいます。

（５）当社は，供給設備を２以上の契約者または発電契約者が共用する専用供給設備とすることがあります。ただし，（１）イの場合は，次に該当する場合で，いずれの契約者または発電契約者にも承諾をいただいたときに限ります。

イ　２以上の契約者または発電契約者が同時に申込みをされる場合で，いずれの契約者または発電契約者も，当社が専用供給設備から電気を受電

することまたは供給することを希望されるとき。

ロ　契約者または発電契約者が，当社が既に施設されている専用供給設備から電気を受電することまたは供給することを希望される場合

66　電流制限器等の取付け

（１）　需要場所の電流制限器等は，当社の所有とし，当社の負担で取り付けます。

（２）　電流制限器等の取付位置は原則として屋内とし，その取付場所は需要者から無償で提供していただきます。

（３）　契約者の希望によって電流制限器等の取付位置を変更し，またはこれに準ずる工事をする場合には，当社は，実費相当額を契約者から申し受けます。

Ⅷ　工事費の負担

67　受電地点への供給設備の工事費負担金

（１）　受電側接続設備の工事費負担金

イ　発電契約者が新たに発電量調整供給を開始し，または契約受電電力を増加される場合で，これにともない新たに受電側接続設備（専用供給設備および予備供給設備を除きます。）を施設するときには，当社は，別表13（標準設計）に定める設計（以下「標準設計」といいます。）で施設する場合の工事費（以下「標準設計工事費」といいます。）を工事費負担金として発電契約者から申し受けます。

ロ　Ⅷ（工事費の負担）の各項において，受電側接続設備とは，当社が高圧または特別高圧で受電する場合において，受電地点からの受電の用に供することを主たる目的とする供給設備であって，変電所（専ら当該受電地点への事故波及の防止等を目的として施設される変電所を除きます。）の引出口に施設される断路器の受電地点側接続点（基幹送電設備から受電側接続設備を分岐する場合は，基幹送電設備の接続点といたします。）から他の変電所（専ら当該受電地点への事故波及の防止等を目的として施設される変電所を除きます。）を経ないで受電地点に至る電線および引込線等をいいます。また，Ⅷ（工事費の負担）の各項において，受電地点とは会社間連系点以外の受電地点をいい，開閉所および蓄電所は，変電所とみなします。

（２）　受電地点への特別供給設備の工事費負担金

イ　発電契約者が新たに発電量調整供給を開始し，または契約受電電力を増加される場合で，これにともない当社が新たに受電地点への特別の供給設備を施設するときには，当社は，次の金額を工事費負担金として発電契約者から申し受けます。

(ｲ)　発電契約者の希望によって標準設計をこえる設計で当社が受電地点への供給設備を施設する場合は，標準設計工事費をこえる金額

なお，この場合も，（１）の工事費負担金を申し受けます。

(ﾛ)　65（専用供給設備）によって専用供給設備を施設する場合は，その工事費の全額

なお，この場合には，工事費負担金の対象となる供給設備は，65（専用供給設備）（２）によるものといたします。

(ﾊ)　受電地点からの受電の用に供することを主たる目的とする供給設備であって，受電側接続設備以外の供給設備（高圧および特別高圧の供給設備に限ります。また，専用供給設備を除きます。）を施設する場合は，ａおよびｂの金額

ａ　当該供給設備の工事費のうち，発電等設備の設置に伴う電力系統の増強及び事業者の費用負担等の在り方に関する指針にもとづき算定した金額

ただし，託送供給等約款（平成27年12月18日付け20150731資第59号認可。）65（受電地点への供給設備の工事費負担金）（２）イ(ﾊ)ａただし書の適用を受ける場合は，ただし書により算定した金額といたします。

ｂ　発電設備等からの出力により，当社配電用変電所バンクにおいて逆潮流が生じるおそれのある場合で，これに係る措置として当社が新たに供給設備を施設するときには，ａにかかわらず，次の金額

新増加契約受電電力１キロワットにつき	2,090円00銭

ロ　受電地点において21（予備送電サービス）を利用される場合で，これにともない当社が新たに予備供給設備を施設するときには，当社は，その工事費の全額を工事費負担金として発電契約者から申し受けます。

なお，この場合には，工事費負担金の対象となる供給設備は，受電側接続設備に該当する供給設備といたします。ただし，予備供給設備を専用供給設備として施設する場合は，65（専用供給設備）（２）によるものといたします。

（３）　受電地点への供給設備を変更する場合の工事費負担金

イ　発電契約者が契約受電電力または予備送電サービス契約電力の増加にともなわないで，発電契約者の希望によって当該受電地点への供給設備を変更する場合は，62（引込線の接続），63（計量器等の取付け）また

は64（通信設備等の施設）によって実費相当額を申し受ける場合を除き，当社は，その工事費の全額を工事費負担金として発電契約者から申し受けます。

ロ　混雑緩和プロセスにより供給設備を変更する場合は，イにかかわらず，その工事費のうち，発電等設備の設置に伴う電力系統の増強及び事業者の費用負担等の在り方に関する指針にもとづき算定した金額を工事費負担金として発電契約者から申し受けます。

ハ　44（託送供給等にともなう協力）によって受電地点への供給設備を新たに施設または変更する場合には，当社は，その工事費の全額を工事費負担金として発電契約者から申し受けます。

（４）　発電契約者が新たに発電量調整供給を開始し，または契約受電電力を増加される場合もしくは受電地点への供給設備を変更する場合で，低圧で受電するとき（受電の用に供することを主たる目的とするときに限ります。）は，（２）イ(ｲ)，(ﾛ)および(３)にかかわらず，その受電の用に供することによって必要となる工事費（(２)イ(ﾊ)により申し受ける金額を除きます。）を工事費負担金として発電契約者から申し受けます。

（５）　工事費の算定

（１），（２），（３）および(４)の場合の工事費は，次により算定いたします。

イ　工事費は，発電契約者が標準設計をこえる設計によることを希望される場合を除き，標準設計工事費といたします。

(ｲ)　標準設計工事費は，工事費負担金の対象となる当社の供給設備の工事に要する材料費，工費および諸掛り（測量監督費，補償費および建設分担関連費を含みます。）の合計額といたします。

なお，撤去工事がある場合は，その合計額から撤去後の資材の残存価額を差し引いた金額に，撤去する場合の諸工費（諸掛りを含みます。）を加えた金額といたします。

(ﾛ)　材料費は払出時の単価（電気事業会計規則に定められた方法によって算出した貯蔵品の払出単価等をいいます。）によって算定いたします。

(ハ)　土地費は，工事費に含みません。ただし，架空受電側接続設備の経過地に当社が地役権を設定する場合は，その設定にともなう費用（地役権の登記に要する費用を除きます。）の50パーセントに相当する金額を工事費に含みます。

(ニ)　架空受電側接続設備の経過地に建造物を構築しない等架空受電側接続設備に支障を及ぼさないことを条件とする補償契約を締結する場合は，その線下補償費の50パーセントに相当する金額を工事費に含みます。

(ホ)　残地補償費は，補償費と明らかに区分されている場合に限り，工事費に含みます。

(ヘ)　建設分担関連費は，電気事業会計規則等に定められた電気事業固定資産に振り替えられる範囲に限り，工事費に含みます。

ロ　発電契約者が標準設計をこえる設計によることを希望される場合の工事費は，イに準じて算定いたします。

ハ　当社が将来の需要を考慮してあらかじめ施設した鉄塔，管路等を利用して受電する場合は，新たに施設される電線路に必要とされる回線数，管路孔数等に応じて次により算定した金額を電線路の工事費に算入いたします。

(イ)　鉄塔を利用して電気を受電する場合

$$\text{工事費} \times \frac{\text{使用回線数}}{\text{施設回線数}}$$

(ロ)　管路等を利用して電気を受電する場合

$$\text{工事費} \times \frac{\text{使用孔数}}{\text{施設孔数}-\text{予備孔数}}$$

ニ　当社が特別高圧で受電する電気について，使用開始後３年以内の供給設備を利用する場合は，新たに利用される部分を新たに施設される受電側接続設備（特別高圧のノンファーム電源の受電地点に係る発電場所から電気を受電する場合は，変電所相互間を連絡する電線路を除きます。）

とみなします。

ホ　（２）イ(ハ)の場合，使用開始後３年以内の供給設備を利用するときは，新たに利用される部分を新たに施設される受電側接続設備以外の供給設備（高圧および特別高圧の供給設備に限ります。また，専用供給設備を除きます。なお，ノンファーム電源の受電地点に係る発電場所から電気を受電する場合は，高圧の供給設備および当社が適当であると認めた供給設備に限ります。）とみなします。

ヘ　低圧または高圧で受電する場合で，工事費を当社が定める単位当たりの金額にもとづいて算定することが適当と認められるときは，イまたはロにかかわらず，工事費を当該金額にもとづいて算定いたします。

（６）　受電地点への供給設備の工事費負担金は，受電地点ごとに，発電量調整供給契約ごとに算定いたします。

ただし，２以上の発電契約者が受電地点への供給設備の全部または一部を共用する場合の工事費負担金の算定は，次によります。

イ　２以上の発電契約者から共同して申込みがあった場合，または２以上の発電契約者のうち１の発電契約者が代表して工事費負担金を支払われる旨を申し出られた場合の工事費負担金は，その代表の発電契約者による１申込みとみなして算定いたします。

ロ　２以上の発電契約者から同時に申込みがあった場合の工事費負担金は，発電契約者ごとに算定いたします。この場合，発電契約者ごとの共用部分の工事費は，原則として契約受電電力の比であん分した金額といたします。

（７）　特例区域等の発電契約者が新たに発電量調整供給を開始し，または契約受電電力を増加される場合で，これにともない当社が新たに受電地点への供給設備を施設するときには，当社は，（１），（２）または（４）にかかわらず，その工事費の全額を工事費負担金として発電契約者から申し受けます。

なお，この場合の工事費負担金は，（２）の場合に準じて算定いたします。

68　受電用計量器等の工事費負担金

発電契約者が新たに発電量調整供給を開始し，または契約受電電力を変更

される場合等で，これにともない新たに受電地点における電力量の計量に必要な計量器，その付属装置および区分装置を取り付けるときには，当社は，その工事費の全額を工事費負担金として発電契約者から申し受けます。ただし，低圧で受電する場合で，受電の用に供することを主たる目的とするときには，その受電の用に供することによって必要となる工事費を工事費負担金として発電契約者から申し受けます。

69　会社間連系設備の工事費負担金

契約者が新たに託送供給を開始し，または契約受電電力等を増加される場合で，これにともない会社間連系設備（会社間連系点に至る供給設備をいいます。）を新たに施設するときには，当社は，工事費負担金を契約者から申し受けます。この場合，工事費負担金の金額は，工事の内容，接続供給契約または振替供給契約の内容等を基準として，契約者と当社との協議によって定めます。

70　供給地点への供給設備の工事費負担金

（１）　供給側接続設備の工事費負担金

イ　低圧または高圧で供給する場合

(ｲ)　契約者が新たに接続供給を開始し，または接続送電サービス契約電力等を増加される場合（新たに接続供給を開始される場合で，当該接続供給を開始される前から引き続き当社の供給設備を利用され，かつ，下位の供給電圧に変更されるときを除きます。）で，これにともない新たに施設される供給側接続設備（専用供給設備および予備供給設備を除きます。）の工事こう長が架空の場合は1,000メートル，地中の場合は150メートルをこえるときには，当社は，その超過こう長に次の金額を乗じてえた金額を工事費負担金として契約者から申し受けます。この場合，工事費負担金は，供給地点ごとに算定いたします。

区　　分	単　　位	金　　額
架空供給側接続設備の場合	超過こう長１メートルにつき	3,520円00銭
地中供給側接続設備の場合	超過こう長１メートルにつき	27,830円00銭

なお，張替えまたは添架を行なう場合は，架空供給側接続設備についてはその工事こう長の60パーセント，地中供給側接続設備についてはその工事こう長の20パーセントに相当する値を新たに施設される供給側接続設備の工事こう長とみなします。

(ﾛ)　２以上の供給地点に係る供給側接続設備の全部または一部を共用する場合の工事費負担金の算定は，次によります。

ａ　２以上の契約者から共同して申込みがあった場合，または契約者から２以上の供給地点について申込みがあり，かつ，一括して算定することを希望される場合の工事費負担金の無償こう長は，（１）イ(ｲ)の無償こう長に供給地点の数を乗じてえた値といたします。

ｂ　２以上の契約者から同時に申込みがあった場合，または契約者から２以上の供給地点について申込みがあり，かつ，一括して算定することを希望されない場合の工事費負担金は，供給地点ごとに算定いたします。この場合，それぞれの供給地点における供給側接続設備の工事こう長については，共用される部分の工事こう長を共用する供給地点の数で除してえた値にその供給地点に係って単独で使用される部分の工事こう長を加えた値を，新たに施設される供給側接続設備の工事こう長といたします。

(ﾊ)　架空供給側接続設備と地中供給側接続設備とをあわせて施設する場合の(ｲ)の超過こう長は，次により算定いたします。

ａ　地中供給側接続設備の超過こう長は，地中供給側接続設備の工事こう長から地中供給側接続設備の無償こう長を差し引いた値といたします。

ｂ　架空供給側接続設備の超過こう長は，架空供給側接続設備の工事こう長といたします。ただし，地中供給側接続設備の工事こう長が地中供給側接続設備の無償こう長を下回る場合は，次によります。

架空供給側接続設備の超過こう長

$$= \text{架空供給側接続設備の工事こう長} - \left(\text{地中供給側接続設備の無償こう長} - \text{地中供給側接続設備の工事こう長}\right) \times \frac{\text{架空供給側接続設備の無償こう長}}{\text{地中供給側接続設備の無償こう長}}$$

ロ　特別高圧で供給する場合

(ｲ)　契約者が新たに接続供給を開始し，または接続送電サービス契約電力を増加される場合（新たに接続供給を開始される場合で，当該接続供給を開始される前から引き続き当社の供給設備を利用され，かつ，下位の供給電圧に変更されるときを除きます。）で，これにともない新たに施設される供給側接続設備（専用供給設備および予備供給設備を除きます。）についてａにより算定される工事費がｂの当社負担額をこえるときには，当社は，その超過額を工事費負担金として契約者から申し受けます。この場合，工事費負担金は，供給地点ごとに算定いたします。

ａ　工　　事　　費

(a)　架空供給側接続設備の場合

（工事こう長100メートル当たり）

新増加接続送電サービス契約電力１キロワットにつき	標準電圧20,000ボルトで供給する場合	**583円00銭**
	標準電圧60,000ボルトで供給する場合	**198円00銭**
	標準電圧140,000ボルトで供給する場合	**99円00銭**

なお，標準電圧20,000ボルトで当社が供給する場合で，支持物に電柱を使用するときには，その部分の単価は，上表の該当欄の単価の15パーセントといたします。

また，標準電圧20,000ボルト，60,000ボルトまたは140,000ボルト以外の電圧で当社が供給する場合は，その工事費の全額といたします。

(b)　地中供給側接続設備の場合

（工事こう長100メートル当たり）

新増加接続送電サービス契約電力１キロワットにつき	標準電圧20,000ボルトで供給する場合	**649円00銭**
	標準電圧60,000ボルトで供給する場合	**594円00銭**
	標準電圧140,000ボルトで供給する場合	**264円00銭**

なお，張替えを行なう場合には，その部分の単価は，上表の該当欄の単価の20パーセントといたします。

また，標準電圧20,000ボルト，60,000ボルトまたは140,000ボルト以外の電圧で当社が供給する場合は，その工事費の全額といたします。

(c)　スポットネットワーク方式で供給するために，当社が新たに地中供給側接続設備を施設する場合の工事費は，(b)にかかわらず，別表14（スポットネットワーク方式の工事費の算式）により算定いたします。

なお，スポットネットワーク方式とは，当社が技術的，経済的に必要と認めた場合に，原則として３回線の当社の電線路から，それぞれの回線ごとに施設していただいた変圧器の２次側母線で常時並行して供給を受ける方式をいいます。

b　当 社 負 担 額

新増加接続送電サービス契約電力１キロワットにつき	**5,500円00銭**

(ﾛ)　契約者が新たに接続供給を開始し，または接続送電サービス契約電力を増加される場合で，使用開始後３年以内の供給設備を利用して当社が供給するときは，新たに利用される部分を新たに施設される供給側接続設備とみなします。

ハ　19（接続送電サービス）（２）ニにより接続送電サービス契約電力を定める供給地点の接続送電サービス契約電力は，この（１）の工事費負担金の算定上，需要者の発電設備の検査，補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気の供給分を含まないものといたします。

ニ　次の言葉は，Ⅷ（工事費の負担）の各項においてそれぞれ次の意味で使用いたします。

(ｲ)　供給側接続設備

供給地点への供給の用に供することを主たる目的とする供給設備であって，発電所または変電所の引出口に施設される断路器の供給地点側接続点（送電線路から供給側接続設備を分岐する場合は，送電線路の接続点といたします。）から他の発電所または変電所を経ないで供給地点に至る電線および引込線等をいいます。

(ﾛ)　供　給　地　点

会社間連系点以外の供給地点をいいます。

(ﾊ)　工 事 こ う 長

標準設計にもとづき算定される供給地点から最も近い供給設備までの供給側接続設備のこう長をいい，実際に施設されるこう長とは異なることがあります。

なお，単位は，１メートルとし，その端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。

ホ　低圧で供給する場合，Ⅷ（工事費の負担）の各項において，接続送電サービス契約電力等を増加される場合とは，次の値が増加する場合といたします。

(ｲ)　電灯定額接続送電サービスおよび電灯臨時定額接続送電サービスの場合の契約負荷設備の総容量

(ﾛ)　契　約　電　力

(ﾊ)　契　約　電　流

(ﾆ)　契　約　容　量

なお，19（接続送電サービス）（２）イ(ｲ)によって接続送電サービス契約電力を定める場合で，需要場所における主開閉器の定格電流等を増加されるときは，接続送電サービス契約電力等を増加されるものとみなします。

また，供給電気方式を交流単相２線式標準電圧100ボルトまたは200ボルトから交流単相３線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトに変更され

る場合は，接続送電サービス契約電力等を増加されるものとみなします。

ヘ　高圧で供給する場合で，19（接続送電サービス）（２）イ(ｲ)によって接続送電サービス契約電力を定めるとき（19〔接続送電サービス〕（２）ニで需要者の発電設備の検査，補修または事故〔停電による停止等を含みます。〕により生じた不足電力の補給にあてるための電気の供給分以外の供給分について，19〔接続送電サービス〕（２）イ(ｲ)に準じて定める場合を含みます。）には，Ⅷ（工事費の負担）の各項において，接続送電サービス契約電力等を増加される場合とは，需要場所における受電設備の総容量を増加される場合といたします。

（２）　供給地点への特別供給設備の工事費負担金

イ　契約者が新たに接続供給を開始し，または接続送電サービス契約電力等を増加される場合（新たに接続供給を開始される場合で，当該接続供給を開始される前から引き続き当社の供給設備を利用され，かつ，下位の供給電圧に変更されるときを除きます。）で，これにともない当社が新たに供給地点への特別の供給設備を施設するときには，当社は，次の金額を工事費負担金として契約者から申し受けます。

(ｲ)　契約者の希望によって標準設計をこえる設計で供給地点への供給設備を施設する場合は，標準設計工事費をこえる金額

なお，この場合も，（１）の工事費負担金を申し受けます。

ただし，供給地点が行政庁から認可，認定等を受けている市街地開発事業等（都市計画法第４条第７項に規定する市街地開発事業その他これらに類する事業をいいます。）に係る区域の場合で，地中供給側接続設備を施設するときは，その工事費の全額からケーブル，変圧器，開閉器等の工事費を差し引いた金額といたします。

(ﾛ)　65（専用供給設備）によって専用供給設備を施設する場合は，その工事費の全額

なお，この場合には，工事費負担金の対象となる供給設備は，65（専用供給設備）（２）によるものといたします。

ロ　19（接続送電サービス）（２）ニにより接続送電サービス契約電力を定める供給地点において需要者の発電設備の検査，補修または事故（停電

による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気の供給のために接続送電サービスを利用される場合または供給地点において予備送電サービスを利用される場合で，これにともない当社が新たに予備供給設備を施設するときには，当社は，その工事費の全額を工事費負担金として契約者から申し受けます。

なお，この場合には，工事費負担金の対象となる供給設備は，供給側接続設備に該当する供給設備といたします。ただし，予備供給設備を専用供給設備として施設する場合は，65（専用供給設備）(２)によるものといたします。

（３） 供給地点への供給設備を変更する場合の工事費負担金

イ　契約者が接続送電サービス契約電力等または予備送電サービス契約電力の増加にともなわないで，契約者の希望によって供給地点への当社の供給設備を変更する場合（新たに接続供給を開始される場合で，当該接続供給を開始される前から引き続き当社の供給設備を利用され，かつ，下位の供給電圧に変更されるときを含みます。）は，62（引込線の接続），63（計量器等の取付け），64（通信設備等の施設）または66（電流制限器等の取付け）によって実費相当額を申し受ける場合を除き，当社は，その工事費の全額を工事費負担金として契約者から申し受けます。

ロ　44（託送供給等にともなう協力）によって供給地点への供給設備を新たに施設または変更する場合には，当社は，その工事費の全額を工事費負担金として契約者から申し受けます。

（４） 工事費の算定

(２)および(３)の場合の工事費は，次により算定いたします。

イ　工事費は，契約者が標準設計をこえる設計によることを希望される場合を除き，標準設計工事費とし，工事費負担金の対象となる当社の供給設備の工事に要する材料費，工費および諸掛り（測量監督費，補償費および建設分担関連費を含みます。）の合計額といたします。

なお，撤去工事がある場合は，その合計額から撤去後の資材の残存価額を差し引いた金額に，撤去する場合の諸工費（諸掛りを含みます。）を加えた金額といたします。

また，算定にあたっては，次のとおりといたします。

(ｲ)　材料費は払出時の単価（電気事業会計規則に定められた方法によって算出した貯蔵品の払出単価等をいいます。）によって算定いたします。

(ﾛ)　土地費は，工事費に含みません。ただし，架空供給側接続設備の経過地に当社が地役権を設定する場合は，その設定にともなう費用（地役権の登記に要する費用を除きます。）の50パーセントに相当する金額を工事費に含みます。

(ﾊ)　架空供給側接続設備の経過地に建造物を構築しない等架空供給側接続設備に支障を及ぼさないことを条件とする補償契約を締結する場合は，その線下補償費の50パーセントに相当する金額を工事費に含みます。

(ﾆ)　残地補償費は，補償費と明らかに区分されている場合に限り，工事費に含みます。

(ﾎ)　建設分担関連費は，電気事業会計規則等に定められた電気事業固定資産に振り替えられる範囲に限り，工事費に含みます。

(ﾍ)　契約者の希望により暫定的に利用される供給設備を施設する場合の工事費は，73（臨時工事費）に準じて算定いたします。

ロ　契約者が標準設計をこえる設計によることを希望される場合の工事費は，イに準じて算定いたします。

ハ　低圧または高圧で供給する場合で，(２)イ(ｲ)に該当し，かつ，その工事費を(１)イ(ｲ)に定める超過こう長１メートル当たりの金額にもとづいて算定することが適当と認められるときは，イおよびロにかかわらず，標準設計をこえる設計で施設される供給設備の工事費および標準設計工事費をいずれも(１)イ(ｲ)にもとづいて算定いたします。この場合，超過こう長１メートル当たりの金額を新たに施設される供給側接続設備の全工事こう長に適用して工事費を算定いたします。

ニ　当社が将来の需要を考慮してあらかじめ施設した鉄塔，管路等を利用して供給する場合は，新たに施設される電線路に必要とされる回線数，管路孔数等に応じて次により算定した金額を電線路の工事費に算入いた

します。

(ｲ)　鉄塔を利用して電気を供給する場合

$$\text{工事費} \times \frac{\text{使用回線数}}{\text{施設回線数}}$$

(ﾛ)　管路等を利用して電気を供給する場合

$$\text{工事費} \times \frac{\text{使用孔数}}{\text{施設孔数}-\text{予備孔数}}$$

ホ　当社が特別高圧で供給する電気について，使用開始後３年以内の供給設備を利用する場合は，新たに利用される部分を新たに施設される供給側接続設備とみなします。

なお，この場合の工事費は，(１)ロ(ｲ) a に準じて算定いたします。

ヘ　(２)ロの場合（特別高圧で供給する場合は，標準電圧20,000ボルト，60,000ボルトまたは140,000ボルトで当社が供給するときに限ります。）の工事費は，次のとおりといたします。

(ｲ)　高圧で供給する場合

(１)イ(ｲ)に定める超過こう長１メートル当たりの金額にもとづいて算定することが適当と認められる場合は，イまたはロにかかわらず，その工事費を(１)イ(ｲ)にもとづいて算定いたします。この場合，超過こう長１メートル当たりの金額を新たに施設される供給側接続設備の全工事こう長に適用して算定いたします。

(ﾛ)　特別高圧で供給する場合

契約者が標準設計をこえる設計によることを希望される場合を除き，イにかかわらず，(１)ロ(ｲ) a および(ﾛ)によって算定いたします。

なお，21（予備送電サービス）によって当社が供給する場合で，供給側接続設備（専用供給設備および予備供給設備を除きます。）と予備供給設備とをあわせて施設するときの予備供給設備の工事費は，(１)ロ(ｲ) a の該当欄の単価の20パーセントを適用して算定いたします。

ト　低圧または高圧で供給する場合で，工事費を当社が定める単位当たりの金額にもとづいて算定することが適当と認められるとき（ハおよびヘ(ｲ)の場合を除きます。）は，イまたはロにかかわらず，工事費を当該金額にもとづいて算定いたします。

（５）　特例区域等の契約者が新たに接続供給を開始し，または接続送電サービス契約電力を増加される場合（新たに接続供給を開始される場合で，当該接続供給を開始される前から引き続き当社の供給設備を利用され，かつ，下位の供給電圧に変更されるときを除きます。）で，これにともない当社が新たに供給地点への供給設備を施設するときには，当社は，（１）または（２）にかかわらず，その工事費の全額を工事費負担金として契約者から申し受けます。

なお，この場合の工事費負担金は，（２）の場合に準じて算定いたします。

（６）　分割接続供給の場合の供給地点への供給設備の工事費負担金は，（１），（２），（３）または（５）の場合に準じて算定し，双方の契約者と当社との協議のうえ，一方または双方の契約者から申し受けます。この場合，工事費負担金の算定上，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービス契約電力を接続送電サービス契約電力とみなします。

71　工事費負担金の申受けおよび精算

（１）　当社は，工事費負担金を原則として工事着手前に契約者または発電契約者から申し受けます。

なお，９（検討および契約の申込み）（４）にもとづき系統連系保証金を申し受けた場合または51（契約の変更）（６）ハにもとづき混雑緩和プロセスに関する保証金を申し受けた場合は，系統連系保証金または混雑緩和プロセスに関する保証金を工事費負担金に充当いたします。

（２）　工事費負担金は，次の場合には，工事完成後すみやかに精算するものといたします。

イ　70（供給地点への供給設備の工事費負担金）（１）にもとづき算定される場合は，次に該当するとき。

(ｲ)　設計変更等により，架空供給側接続設備または地中供給側接続設備

のいずれかの工事こう長の変更の差異が５パーセントをこえる場合

(ﾛ)　その他特別の事情により，工事費負担金に差異が生じた場合

ロ　67（受電地点への供給設備の工事費負担金），68（受電用計量器等の工事費負担金），69（会社間連系設備の工事費負担金），70（供給地点への供給設備の工事費負担金）（２）（70〔供給地点への供給設備の工事費負担金〕（１）の超過こう長１メートル当たりの金額にもとづいて工事費を算定する場合は，イに準ずるものといたします。）および70（供給地点への供給設備の工事費負担金）（３）にもとづき算定される場合は，次に該当するとき。

(ｲ)　低圧または高圧で受電または供給する場合

a　設計変更により，電柱（鉄塔，鉄柱を含みます。），電線および変圧器等の主要材料の規格が変更となる場合，または主要材料の数量の変更（低圧引込線を除きます。）の差異が５パーセントをこえる場合

b　設計時と払出時との間で材料費の単価に変動が生じた場合（設計から払出しまでの期間が短いときを除きます。）

c　その他特別の事情により，工事費負担金に著しい差異が生じた場合

(ﾛ)　特別高圧で受電または供給する場合

原則としてすべての場合

（３）　当社は，工事費負担金を申し受けて施設した受電側接続設備または供給側接続設備の全部または一部を他の契約者または発電契約者と共用する供給設備として利用することがあります。

なお，当社が特別高圧で受電または供給する電気について，その利用が供給設備の使用開始後３年以内に行なわれる場合で，その受電側接続設備または供給側接続設備を使用開始したときにさかのぼって２以上の契約者または発電契約者が共用する供給設備として算定した場合の工事費負担金が既に申し受けた工事費負担金を下回るときは，その差額をお返しいたします。

（４）　当社は，67（受電地点への供給設備の工事費負担金）（２）イ(ﾊ)に定め

る供給設備の全部または一部を他の契約者または発電契約者と共用する供給設備として利用することがあります。

なお，当社が受電する電気または特別高圧で供給する電気について，その利用が供給設備の使用開始後３年以内に行なわれる場合で，その供給設備を使用開始したときにさかのぼって２以上の契約者または発電契約者が共用する供給設備として算定した場合の工事費負担金が既に申し受けた工事費負担金を下回るときは，原則としてその差額をお返しいたします。

（５） 当社は，契約者または発電契約者の承諾をえて，専用供給設備を専用供給設備以外の供給設備に変更することがあります。

なお，その変更が供給設備の使用開始後10年以内に行なわれる場合は，その専用供給設備を使用開始したときにさかのぼって専用供給設備以外の供給設備として算定した工事費負担金と，既に申し受けた工事費負担金との差額をお返しいたします。

（６） 低圧または高圧で供給する場合，居住用の分譲地として整備された地域等において，原則として１年以内にすべての建物が施設される場合で，すべての供給地点について２以上の契約者が共同して申込みをされたときまたはすべての供給地点について契約者から申込みがあり，かつ，一括して工事費負担金を算定することを希望されるときには，当社は，施設を予定しているすべての建物に対する工事こう長のうち無償こう長に供給地点の数の70パーセントの値を乗じてえた値をこえる部分を超過こう長として算定される70（供給地点への供給設備の工事費負担金）（１）の工事費負担金を当初に申し受けます。

また，工事費負担金契約書（74〔工事費等に関する契約書の作成〕に定める工事費等に関する契約書をいいます。）に定める期日に既に供給を開始している供給地点の数により工事費負担金を精算いたします。この場合の精算の対象となる工事こう長は，共同して申込みをされた供給地点の数と供給を開始した供給地点の数とが異なる場合であっても，施設された供給設備に応じたものといたします。

72　供給開始に至らないで契約を廃止または変更される場合等の費用の申受け

（１）　託送供給開始に至らないで接続供給契約または振替供給契約を廃止または変更される場合

供給設備の一部または全部を施設した後，契約者または需要者の都合によって託送供給の開始に至らないで接続供給契約または振替供給契約を廃止または変更される場合は，当社は，要した費用の実費を契約者から申し受けます。

なお，実際に供給設備の工事を行なわなかった場合であっても，測量監督等に費用を要したときは，その実費を契約者から申し受けます。

また，分割接続供給の場合は，要した費用の実費を双方の契約者と当社との協議のうえ，一方または双方の契約者から申し受けます。

（２）　発電量調整供給開始に至らないで発電量調整供給契約を廃止または変更される場合

供給設備の一部または全部を施設した後，発電契約者または発電者の都合によって発電量調整供給の開始に至らないで発電量調整供給契約を廃止または変更される場合等は，当社は，要した費用の実費を発電契約者から申し受けます。ただし，発電契約者との間で電源接続案件一括検討プロセスにもとづき工事費負担金補償金を定める場合は，供給設備の工事を行なう前であっても，原則としてその金額を発電契約者から申し受けます。

なお，電力広域的運営推進機関送配電等業務指針に定める保証金を返還する事情に該当する場合は，当社は，系統連系保証金をお返しいたします。

また，実際に供給設備の工事を行なわなかった場合であっても，測量監督等に費用を要したときは，その実費を発電契約者から申し受けます。

（３）　混雑緩和プロセスにともなう供給設備の変更を中止される場合等の費用の申受け

混雑緩和プロセスにともない供給設備の一部または全部を変更した後，発電契約者または発電者の都合によって供給設備の変更を中止される場合等は，当社は，要した費用の実費を発電契約者から申し受けます。ただし，発電契約者との間で混雑緩和プロセスにもとづき工事費負担金補償金を定める場合は，供給設備の工事を行なう前であっても，原則としてその金額

を発電契約者から申し受けます。

なお，電力広域的運営推進機関送配電等業務指針に定める混雑緩和プロセスに関する保証金を返還する事情に該当する場合は，当社は，混雑緩和プロセスに関する保証金をお返しいたします。

また，実際に供給設備の工事を行なわなかった場合であっても，測量監督等に費用を要したときは，その実費を発電契約者から申し受けます。

73 臨 時 工 事 費

（１） 20（臨時接続送電サービス）によって供給する場合で，これにともない新たに供給設備を施設するときには，当社は，新たに施設する供給設備の工事費にその設備を撤去する場合の諸工費（諸掛りを含みます。）を加えた金額から，その撤去後の資材の残存価額を差し引いた金額を，臨時工事費として，契約者から，原則として工事着手前に申し受けます。

なお，低圧または高圧で供給する場合，撤去後の資材の残存価額は，変圧器，開閉器等の機器についてはその価額の95パーセント，その他の設備についてはその価額の50パーセントといたします。

また，特別高圧で供給する場合，原則として，撤去後の資材のうち変圧器，開閉器等の機器については，契約使用期間１月（１月未満は，１月といたします。）につきその価額の１パーセントを差し引いた金額を残存価額といたします。

（２） 臨時工事費を申し受ける場合は，70（供給地点への供給設備の工事費負担金）の工事費負担金は申し受けません。

（３） 低圧または高圧で供給する場合，新たに施設する供給設備のうち，当社が将来の需要等を考慮して常置し，かつ，無償こう長に相当する部分については臨時工事費を申し受けません。

（４） 分割接続供給の場合の臨時工事費は，（１）または（３）に準じて算定し，双方の契約者と当社との協議のうえ，一方または双方の契約者から申し受けます。

（５） 臨時工事費の精算は，71（工事費負担金の申受けおよび精算）（２）ロの場合に準ずるものといたします。

74　工事費等に関する契約書の作成

当社は，契約者もしくは発電契約者が希望される場合または当社が必要とする場合は，工事費等に関する必要な事項について，原則として工事着手前に，契約書を作成いたします。

Ⅸ 保　　安

75 保 安 の 責 任

当社は，受電地点に至るまでの供給設備および供給地点に至るまでの供給設備（当社が所有権を有さない設備を除きます。）ならびに計量器等発電場所内および需要場所内の当社の電気工作物について，保安の責任を負います。

76 保安等に対する発電者および需要者の協力

（１） 次の場合には，発電者または需要者からすみやかにその旨を当社に通知していただきます。この場合には，当社は，ただちに適当な処置をいたします。

イ　発電者または需要者が，引込線，計量器等その発電場所内および需要場所内の当社の電気工作物に異状もしくは故障があり，または異状もしくは故障が生ずるおそれがあると認めた場合

ロ　発電者または需要者が，発電者または需要者の電気工作物に異状もしくは故障があり，または異状もしくは故障が生ずるおそれがあり，それが当社の供給設備に影響を及ぼすおそれがあると認めた場合

（２） 発電者または需要者が，当社の供給設備を使用しないことが明らかな場合で，当社が保安上必要と認めるときは，その期間について，当社は，(１)に準じて，適当な処置をいたします。

（３） 発電者または需要者が，当社の供給設備に直接影響を及ぼすような物件の設置，変更または修繕工事をされる場合および物件の設置，変更または修繕工事をされた後，その物件が当社の供給設備に直接影響を及ぼすこととなった場合には，その内容を当社に通知していただきます。この場合において，保安上とくに必要があるときには，当社は，発電者または需要者にその内容の変更をしていただくことがあります。

（４） 当社は，必要に応じて，託送供給または発電量調整供給の開始に先だち，接続供給電力または発電量調整受電電力をしゃ断する開閉器の操作方法等について，発電者および需要者と協議を行ないます。

77 調　　査

（１） 当社は，法令で定めるところにより，需要者の電気工作物が技術基準に適合しているかどうかを調査いたします。

なお，需要者のお求めに応じ，係員は，所定の証明書を提示いたします。

（２） 調査は，次の事項について行ないます。ただし，必要がないと認められる場合には，その一部を省略することがあります。

イ　絶縁抵抗値または漏えい電流値の測定

ロ　接地抵抗値の測定

ハ　点　　検

（３） 当社は，（１）の調査の結果，技術基準に適合していると認めるときはその旨を，適合していないと認めるときは技術基準に適合させるためにとるべき措置およびその措置をとらなかった場合に生ずると予想される結果を，需要者にお知らせいたします。

なお，調査結果の通知は，調査年月日，係員，調査についての照会先等を記載した文書等により，原則として調査時に行ないます。

78 調査等の委託

（１） 当社は，77（調査）の業務の全部または一部を経済産業大臣の登録を受けた調査機関（以下「登録調査機関」といいます。）に委託することがあります。

（２） 当社は，（１）によって委託した場合には，委託先の名称，所在地および委託した業務内容等を記載した文書等により，需要者にお知らせいたします。

79 調査に対する需要者の協力

（１） 需要者が電気工作物の変更の工事を行なった場合には，その工事が完成したとき，すみやかにその旨を当社または登録調査機関に通知していただきます。

（２） 当社は，77（調査）（１）により調査を行なうにあたり，必要があるときは，需要者の承諾をえて電気工作物の配線図を提示していただきます。

80　検査または工事の受託

（１）　低圧で供給する場合，契約者または需要者は，保安上必要な電気工作物の検査を当社に申し込むことができます。

（２）　（１）の申込みを受けた場合には，当社は，すみやかに検査を行ないます。この場合には，当社は，検査料として実費を申し受けます。ただし，軽易なものについては，無料とすることがあります。

（３）　低圧で供給する場合，契約者または需要者は，保安上必要な電気工作物の工事を当社に申し込むことができます。

（４）　（３）の申込みを受けた場合には，当社は，できる限りこれを受託いたします。受託したときには，当社は，実費を申し受けます。ただし，電線被覆損傷箇所のテープ巻き等の軽易なものについては，材料費（消耗品を除きます。）のみを申し受けます。

81　自家用電気工作物

需要者の電気工作物のうち自家用電気工作物については，この約款のうち次のものは，適用いたしません。

（１）　77（調査）

（２）　78（調査等の委託）

（３）　79（調査に対する需要者の協力）

（４）　80（検査または工事の受託）

附　　則

附　　則

１　実　施　期　日

この約款は，令和７年４月１日から実施いたします。

２　標準周波数についての特別措置

この約款実施の際現に次の区域内で標準周波数60ヘルツで電気を供給している区域については，当分の間，標準周波数60ヘルツで供給いたします。

群馬県の一部

３　受電電気方式，供給電気方式，受電電圧および供給電圧についての特別措置

受電電気方式，供給電気方式，受電電圧および供給電圧については，当社の供給設備の都合でやむをえない場合には，当分の間，本則にかかわらず交流３相３線式標準電圧3,000ボルト，10,000ボルトまたは30,000ボルトで託送供給等を行なうことがあります。この場合において，料金その他の供給条件は，3,000ボルトで託送供給等を行なうときには高圧で託送供給等を行なう場合に，また，10,000ボルトまたは30,000ボルトで託送供給等を行なうときには標準電圧20,000ボルトで託送供給等を行なう場合に準ずるものといたします。

４　揚水発電設備等が設置された需要場所に接続供給を行なう場合の特別措置

（１）に定める適用範囲に該当する接続供給契約で，あらかじめ契約者から申出がある場合は，料金および必要となるその他の供給条件は次のとおりといたします。

（１）　適　用　範　囲

イ　揚水発電設備等が設置された需要場所に供給され揚水または蓄電された接続供給に係る電気が，当該需要場所以外の需要場所に託送供給される場合であること。

ロ　イの接続供給に係る電気と，それ以外の電気（揚水発電設備等が設置された需要場所内で使用される電気や揚水発電設備等が設置された需要場所内で発電または放電された電気等をいいます。）とを，物理的に区分する等，何らかの方法で明確に区分が可能となるよう措置されており，(ｲ)および(ﾛ)を明確に区分して定めることが可能であること。ただし，技術上，経済上，やむをえない場合等特別の事情がある場合は，(ｲ)および(ﾛ)をあらかじめ契約者と当社との協議により定めることがあります。

(ｲ)　当該供給地点におけるイの接続供給に係る電気に相当する最大電力（キロワット），最大電流（アンペア）または最大容量（キロボルトアンペア）（以下「揚水最大電力等」といいます。）およびそれ以外の電気の最大電力，最大電流または最大容量（以下「その他最大電力等」といいます。）

(ﾛ)　当該供給地点におけるイの接続供給に係る電気に相当する電力量（以下「揚水等接続供給電力量」といいます。）およびそれ以外の電気の電力量（以下「その他接続供給電力量」といいます。）

ハ　イおよびロにおける揚水発電設備等については，あらかじめ定められた順序または手続き等にしたがって揚水または蓄電および発電または放電を制御することが可能なものであること。

（２）　接続送電サービス料金または臨時接続送電サービス料金

接続送電サービス料金または臨時接続送電サービス料金は，供給地点ごとに，あらかじめ１年ごとに契約者と当社との協議により揚水発電設備等における揚水または蓄電および発電等に係る電気の損失率（以下「揚水等損失率」といいます。）を定め，19（接続送電サービス）（３）イ(ﾛ)ｃ，(ﾊ)ｃ，(ﾆ)ｃ，(ﾎ)ｃ，(ﾍ)ｃ，(ﾄ)ｃ，ロ(ｲ)ｃ，(ﾛ)ｃ，(ﾊ)ｃ，ハ(ｲ)ｃ，(ﾛ)ｃもしくは(ﾊ)ｃ，または，20（臨時接続送電サービス）（３）イ(ﾛ)ｃ，(ﾆ)ｃ，ロ(ﾊ)もしくはハ(ﾊ)の適用にあたっては，接続送電サービス料金または臨時接続送電サービス料金の算定上，イ(ｲ)または(ﾛ)により，接続供給課金対象電力または接続供給課金対象電力量を定め，接続送電サービス契約電力，接続送電サービス契約電流，接続送電サービス契約容量，臨

時接続送電サービス契約電流，臨時接続送電サービス契約容量もしくは臨時接続送電サービス契約電力または接続供給電力量に代えて適用いたします。

なお，高圧または特別高圧で供給する場合で，１年を通じて最大需要電力等が夜間時間に発生するときのピークシフト電力は，19（接続送電サービス）（４）ロにかかわらず，ロといたします。

イ　接続供給課金対象電力または接続供給課金対象電力量

（ｲ）　接続供給課金対象電力

当該供給地点における接続供給課金対象電力（キロワット）は，次のとおりといたします。ただし，接続供給課金対象電力の算定上，10アンペアを１キロワットと，１キロボルトアンペアを１キロワットとみなします。

接続供給課金対象電力＝揚水最大電力等×揚水等損失率
＋その他最大電力等

（ﾛ）　接続供給課金対象電力量

当該供給地点における接続供給課金対象電力量は，次のとおりといたします。

接続供給課金対象電力量＝揚水等接続供給電力量×揚水等損失率
＋その他接続供給電力量

ロ　１年を通じての最大需要電力等が夜間時間に発生する場合のピークシフト電力

高圧または特別高圧で供給する場合のピークシフト電力は，需要者の負荷移行により昼間時間から夜間時間に移行された増分電力をいい，その需要者の接続送電サービス契約電力からその需要者の１年を通じての昼間時間における接続供給電力の最大値を差し引いた値を上限として，夜間時間に移行する負荷設備の容量（キロワット），揚水最大電力等およびその他最大電力等ならびに揚水等損失率等にもとづき，あらかじめ契約者と当社との協議によって定めます。

なお，各月の昼間時間における接続供給電力の最大値の実績等から，ピークシフト電力が不適当と認められる場合には，すみやかにピークシフト電力を適正なものに変更していただきます。

ハ　そ　　の　　他

(ｲ)　19（接続送電サービス）（３）イ(ｲ) a に該当する場合は，19（接続送電サービス）（３）イ(ﾛ) a，(ﾊ) a または(ﾆ) a にかかわらず，電灯標準接続送電サービス，電灯時間帯別接続送電サービスまたは電灯従量接続送電サービス（自己等への電気の供給の用に供する接続供給の場合に限ります。）を適用いたします。

(ﾛ)　20（臨時接続送電サービス）（３）イ(ｲ) a に該当する場合は，20（臨時接続送電サービス）（３）イ(ﾛ) a にかかわらず，電灯臨時接続送電サービスを適用いたします。

(ﾊ)　20（臨時接続送電サービス）（３）イ(ﾊ) a に該当する場合は，20（臨時接続送電サービス）（３）イ(ﾆ) a にかかわらず，動力臨時接続送電サービスを適用いたします。

（３）　電力および電力量の算定

当社または当社の供給区域で事業を営む配電事業者が指定する系統安定上必要な調整機能を有する揚水発電設備等であって別途当社または当社の供給区域で事業を営む配電事業者と調整に関する契約を締結する設備が設置された需要場所に接続供給を行なう場合で，電気の使用に係る調整を行なうときは，接続対象計画電力量，接続対象計画差対応補給電力量および接続対象計画差対応余剰電力量は，31（電力および電力量の算定）(12)，(22)および(23)にかかわらず，次のとおりといたします。

イ　接続対象計画電力量

接続対象計画電力量は，30分ごとの接続対象電力量の計画値（供給地点が複数ある場合はその合計といたします。）で，契約者があらかじめ電力広域的運営推進機関を通じて当社に通知するものといたします。

なお，当社または当社の供給区域で事業を営む配電事業者が指定する系統安定上必要な調整機能を有する揚水発電設備等であって別途当社または当社の供給区域で事業を営む配電事業者と調整に関する契約を締結

する設備が設置された需要場所に接続供給を行なう場合で，電気の使用に係る調整を行なうときは，契約者は，別途，当該供給地点における30分ごとの接続対象電力量の計画値をあらかじめ電力広域的運営推進機関を通じて当社に通知するものといたします。

ロ　接続対象計画差対応補給電力量

接続対象計画差対応補給電力量は，30分ごとの接続対象電力量がその30分における接続対象計画電力量を上回る場合に，30分ごとに，次の式により算定された値といたします。ただし，接続対象計画差対応補給電力量の算定上，当社または当社の供給区域で事業を営む配電事業者が指定する系統安定上必要な調整機能を有する揚水発電設備等であって別途当社または当社の供給区域で事業を営む配電事業者と調整に関する契約を締結する設備が設置された需要場所に接続供給を行なう場合で，電気の使用に係る調整を行なったとき（揚水発電設備等の故障等が発生したときを除きます。）は，31（電力および電力量の算定）（８）にかかわらず，当該供給地点におけるその30分ごとの接続対象電力量の計画値にもとづき算定される当該供給地点におけるその30分ごとの接続供給電力量の計画値を当該供給地点におけるその30分ごとの接続供給電力量とみなし，接続対象電力量を算定いたします。

接続対象計画差対応補給電力量＝接続対象電力量
－接続対象計画電力量

ハ　接続対象計画差対応余剰電力量

接続対象計画差対応余剰電力量は，30分ごとの接続対象電力量がその30分における接続対象計画電力量を下回る場合に，30分ごとに，次の式により算定された値といたします。ただし，接続対象計画差対応余剰電力量の算定上，当社または当社の供給区域で事業を営む配電事業者が指定する系統安定上必要な調整機能を有する揚水発電設備等であって別途当社または当社の供給区域で事業を営む配電事業者と調整に関する契約を締結する設備が設置された需要場所に接続供給を行なう場合で，電気の使用に係る調整を行なったとき（揚水発電設備等の故障等が発生した

ときを除きます。）は，31（電力および電力量の算定）（８）にかかわらず，当該供給地点におけるその30分ごとの接続対象電力量の計画値にもとづき算定される当該供給地点におけるその30分ごとの接続供給電力量の計画値を当該供給地点におけるその30分ごとの接続供給電力量とみなし，接続対象電力量を算定いたします。

接続対象計画差対応余剰電力量＝接続対象計画電力量
－接続対象電力量

（４） 計量器等の取付け

料金の算定上必要な計量器等については，63（計量器等の取付け）によるものといたします。また，これに加え，（１）イの接続供給に係る電気と，それ以外の電気（揚水発電設備等が設置された需要場所内で使用される電気や揚水発電設備等が設置された需要場所内で発電または放電された電気等をいいます。）とを，（１）ロによって区分する場合には，区分するために必要な計量器およびその付属装置は，原則として，当社の所有とし，当社の負担で取り付けます。

（５） 供給電圧と計量電圧が異なる場合の取扱い

接続供給電力量および最大需要電力等は，30（計量）および附則７（受電電圧および供給電圧と計量電圧が異なる場合の取扱い）にかかわらず，供給電圧と異なった電圧で計量することがあります。この場合，接続供給電力量および最大需要電力等は，計量された接続供給電力量および最大需要電力等を，供給電圧と同位にするために，あらかじめ契約者と当社との協議によって定められた計量損失率によって修正したものといたします。

（６） 分割接続供給の場合の取扱い

イ　この特別措置の適用を希望される場合は，あらかじめ双方の契約者で協議のうえ，当社へ申し出ていただきます。

ロ　この特別措置は，それぞれの契約者に係る接続送電サービスまたは臨時接続送電サービスに適用するものとし，それぞれの契約者に係る接続送電サービスまたは臨時接続送電サービスの取扱いは，（１）および（２）に準ずるものといたします。また，この場合は，33（料金の算定）(10)

または(11)にもとづき料金の調整を行なうために，１供給地点につき，１接続送電サービスまたは１臨時接続送電サービスを適用したときの接続送電サービスまたは臨時接続送電サービスにおいてもこの特別措置を適用するものとし，当該接続送電サービスまたは臨時接続送電サービスの取扱いは，(１)および(２)に準ずるものといたします。

なお，揚水等損失率は，あらかじめ１年ごとに双方の契約者と当社との協議により供給地点ごとに定め，それぞれの契約者に係る接続送電サービス料金または臨時接続送電サービス料金および１供給地点につき，１接続送電サービスまたは１臨時接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービス料金または臨時接続送電サービス料金の算定にあたり，同一の値を使用するものといたします。

５　発電量調整供給契約についての特別措置［再生可能エネルギー発電設備］

（１）　契約者が特定契約を締結している場合もしくは特定送配電事業者が特定契約を締結している場合または契約者が当社と再生可能エネルギー電気卸供給契約を締結し，指定した再生可能エネルギー発電設備から電気を調達する場合は，原則として，契約者または特定送配電事業者との間で発電量調整供給契約を締結し，特例発電バランシンググループを設定していただきます。この場合，契約者が締結する特定契約に係る再生可能エネルギー発電設備，特定送配電事業者が締結する特定契約に係る再生可能エネルギー発電設備および当社との再生可能エネルギー電気卸供給契約に係る再生可能エネルギー発電設備は，同一のバランシンググループに属することはできないものといたします。

（２）　（１)により発電量調整供給契約を締結する場合において，発電量調整供給契約（発電者から電気を受電する場合に限ります。）の申込みに先だち，契約者（当社と再生可能エネルギー電気卸供給契約を締結する契約者を除きます。）または特定送配電事業者は，受電地点特定番号を明らかにして，申込書（当社所定の様式によります。）により，受電側接続検討の申込みをしていただきます。

（３）　（１)により発電量調整供給契約を締結する場合において，発電者が特定

契約を締結する電気事業者の変更を希望され，または契約者が当社もしくは特定送配電事業者との再生可能エネルギー電気卸供給契約の変更を希望されることにともない当該発電者に係る発電量調整供給契約を変更するときは，当社は，51（契約の変更）（３）に準じて契約を変更していただくことがあります。

（４）（１）により発電量調整供給契約を締結する場合において，契約者が特定送配電事業者と再生可能エネルギー電気卸供給契約を締結し，指定した再生可能エネルギー発電設備から電気を調達することを希望されるときは，契約者は，当社が受電地点において発電量調整供給を行なう際に必要となる事項について，特定送配電事業者が当社に通知する旨を承諾した文書を提出していただきます。

（５）（１）により発電量調整供給契約を締結する場合において，契約者（特定送配電事業者が契約者となる場合を除きます。）が希望されるときは，契約者の指定する発電バランシンググループ（当該発電バランシンググループにおける特定契約が平成28年４月１日以降に締結され，かつ，再生可能エネルギー特別措置法第２条第３項第５号に定めるバイオマスを電気に変換する認定発電設備〔以下「バイオマス発電設備」といいます。〕であって化石燃料を混焼するもの〔再生可能エネルギー特別措置法施行規則第14条第８号ニに定める地域資源バイオマス発電設備を除きます。〕であるときを除きます。）に係る料金および必要となるその他の供給条件は次のとおりといたします。

イ　８（契約の要件）（２）イは，適用いたしません。

ロ　発電量調整供給に係る料金は，18（料金）（２）にかかわらず，18（料金）（２）に定める料金，ホにより算定されるインバランスリスク料および再生可能エネルギー予測誤差対応調整力確保料といたします。ただし，契約者が当社と再生可能エネルギー電気卸供給契約を締結し，指定した再生可能エネルギー発電設備から電気を調達する場合は，インバランスリスク料および再生可能エネルギー予測誤差対応調整力確保料は申し受けません。

ハ　特例発電バランシンググループに係る発電量調整供給の料金単価は，

23（発電量調整受電計画差対応電力）（２）イ(ハ)およびロ(ハ)にかかわらず，託送供給等約款料金算定規則第29条（卸電力取引所が公表する額に限ります。）にもとづき，30分ごとに算定される金額といたします。

ただし，契約者が特定契約を締結している場合の特例発電バランシンググループに係る発電量調整供給の料金単価は，23（発電量調整受電計画差対応電力）（２）イ(ハ)およびロ(ハ)にかかわらず，託送供給等約款料金算定規則附則第３条（卸電力取引所が公表する額に限ります。）にもとづき，30分ごとに算定される金額といたします。

この場合，23（発電量調整受電計画差対応電力）（２）イ(ロ)およびロ(ロ)にかかわらず，発電量調整受電計画差対応補給電力料金は，特例発電バランシンググループに係る発電量調整供給およびその他の発電バランシンググループに係る発電量調整供給について，それぞれ23（発電量調整受電計画差対応電力）（２）イ(ロ)に準じて算定したものの合計とし，発電量調整受電計画差対応余剰電力料金は，特例発電バランシンググループに係る発電量調整供給およびその他の発電バランシンググループに係る発電量調整供給について，それぞれ23（発電量調整受電計画差対応電力）（２）ロ(ロ)に準じて算定したものの合計といたします。

ニ　特例発電バランシンググループに係る給電指令時補給電力料金単価は，26（給電指令時補給電力）（２）ニにかかわらず，託送供給等約款料金算定規則第29条（卸電力取引所が公表する額に限ります。）にもとづき，30分ごとに算定される金額といたします。

なお，契約者が特定契約を締結している場合の特例発電バランシンググループに係る給電指令時補給電力料金単価は，26（給電指令時補給電力）（２）ニにかかわらず，託送供給等約款料金算定規則附則第３条（卸電力取引所が公表する額に限ります。）にもとづき，30分ごとに算定される金額といたします。ただし，39（給電指令の実施等）（２）ホの場合で，ノンファーム電源に対して出力の抑制を実施したときの給電指令時補給電力料金単価は，39（給電指令の実施等）（５）により補給される電気を使用されているときの翌日取引を行なうための卸電力取引市場における30分ごとの売買取引の価格（売買取引に係る電力の受渡しが連系設

備の送電容量等による制限を受けるものとして当社の供給区域において売買取引を行なうものに限ります。）に消費税等相当額を加えた金額とし，当社が30分ごとに設定するものといたします。

この場合，26（給電指令時補給電力）（２）ロにかかわらず，給電指令時補給電力料金は，特例発電バランシンググループに係る補給およびその他の発電バランシンググループに係る補給について，それぞれ26（給電指令時補給電力）（２）ロに準じて算定したものの合計といたします。

ホ　インバランスリスク料は，特例発電バランシンググループにおける30分ごとの発電量調整受電電力量にインバランスリスク単価を適用してえられる金額のその１月の合計（合計額が負となる場合は零といたします。）といたします。また，再生可能エネルギー予測誤差対応調整力確保料は，特例発電バランシンググループにおける30分ごとの発電量調整受電電力量に，再生可能エネルギー予測誤差対応単価（再生可能エネルギー特別措置法施行規則に定める再生可能エネルギー予測誤差対応調整力確保に係る単価をいいます。）を適用してえられる金額のその１月の合計といたします。

ヘ　インバランスリスク料および再生可能エネルギー予測誤差対応調整力確保料について必要となるその他の事項については，発電量調整受電計画差対応補給電力料金に準じて次の各項によるものといたします。

(ｲ)　29（料金の算定期間）

(ﾛ)　33（料金の算定）

(ﾊ)　34（支払義務の発生および支払期日）

(ﾆ)　35（料金その他の支払方法）

(ﾎ)　36（保証金）

(ﾍ)　48（違約金）

(ﾄ)　55（解約等）

ト　当社は，30分ごとの契約者が締結する特定契約または当社もしくは特定送配電事業者との再生可能エネルギー電気卸供給契約に係る発電量調整受電計画電力量を決定し，原則として発電量調整供給実施日の前々日の午後４時までに契約者に通知いたします。

また，当社は，当該発電量調整受電計画電力量の見直しを行ない，変更後の発電量調整受電計画電力量を決定し，原則として発電量調整供給実施日の前日午前６時までに契約者に再通知いたします。

なお，契約者は，必要に応じて発電量調整受電計画電力量の決定に必要となる事項に関する文書を当社に提出していただきます。

チ　ローカル系統における電気の潮流が系統安定度等にもとづき算定される運用可能な容量を超過し，または超過するおそれがある場合で，当社がノンファーム電源の出力の抑制に係る通知を発電者または契約者に行なったときは，トにかかわらず，契約者は，発電量調整受電計画電力量の見直しを行なっていただきます。

リ　契約者は，発電量調整供給の実施に先だち，変更後の発電量調整受電計画電力量にもとづき発電計画を当社所定の様式により電力広域的運営推進機関を通じて当社に通知していただきます。

ヌ　リで定めた計画を変更する必要が生じた場合には，すみやかに当社に通知していただきます。

ル　この料金その他の供給条件の適用を開始した後１年間はこの料金その他の供給条件の適用を継続していただきます。また，この料金その他の供給条件の適用を終了した後１年間はこの料金その他の供給条件を適用いたしません。

（６）（１）により発電量調整供給契約を締結する場合において，契約者が当社と再生可能エネルギー電気卸供給契約を締結し，指定した再生可能エネルギー発電設備から電気を調達するときは，契約者の指定する発電バランシンググループ（（５）において，契約者が希望される場合を除きます。）に係る料金および必要となるその他の供給条件は次のとおりといたします。

イ　発電量調整供給に係る料金は，18（料金）（２）にかかわらず，18（料金）（２）に定める料金およびロにより算定されるインバランスリスク料といたします。

ロ　インバランスリスク料は，特例発電バランシンググループにおける30分ごとの発電量調整受電電力量にインバランスリスク単価を適用してえられる金額のその１月の合計（合計額が負となる場合は零といたしま

す。）といたします。

ハ　インバランスリスク料について必要となるその他の事項については，発電量調整受電計画差対応余剰電力料金に準じて次の各項によるものといたします。

(ｲ)　29（料金の算定期間）

(ﾛ)　33（料金の算定）

(ﾊ)　34（支払義務の発生および支払期日）

(ﾆ)　35（料金その他の支払方法）

（７）（１）により発電量調整供給契約を締結する発電場所（低圧で受電する場合に限ります。）において，イに該当する複数の発電設備等（各発電設備等の出力が10キロワット未満の場合に限ります。また，特定送配電事業者が特定契約を締結する再生可能エネルギー発電設備を除きます。）を使用する発電場所で，契約者または発電契約者から適用の申出がある場合は，当分の間，必要となるその他の供給条件は，ロからホのとおりといたします。

イ　適　　用

次のいずれかに該当する場合に適用いたします。

(ｲ)　特定契約に係る再生可能エネルギー発電設備とそれ以外の発電設備等を設置する発電場所で，特定契約に係る再生可能エネルギー発電設備以外の電気を発電契約者が受電する場合

(ﾛ)　特定契約に係る再生可能エネルギー発電設備を複数設置する発電場所で，契約者が特定契約を締結する再生可能エネルギー発電設備と当社が特定契約を締結する再生可能エネルギー発電設備が混在する場合または当社の再生可能エネルギー電気卸供給約款にもとづき指定した再生可能エネルギー発電設備から電気を調達する場合

ロ　供給および契約の単位

当社は，15（供給および契約の単位）（１）にかかわらず，１発電場所について１系統連系受電サービスを適用（当社が特定契約を締結している場合〔発電契約者が発電者との間で電力受給に関する契約を締結している場合を除きます。〕を除きます。）し，１電気方式，１引込，２計

量をもって発電量調整供給を行ないます。この場合，当該発電場所に係る発電バランシンググループは，計量区分ごとに発電バランシンググループを設定していただきます。

ハ　計　　量

当社は，30（計量）（１）にかかわらず，発電量調整受電電力量は，受電地点ごとに取り付けた記録型計量器および複数の発電設備等を区分するために取り付けた記録型計量器により，受電電圧と同位の電圧で，30分単位で計量いたします。また，受電地点に取り付けた記録型計量器で計量された電力量と複数の発電設備等を区分するために取り付けた記録型計量器で計量された電力量の差し引きにより，30分ごとに，発電バランシンググループごとに，電力量を仕訳いたします。この場合，31（電力および電力量の算定）の電力および電力量の算定上，仕訳後の電力量を受電地点で計量された電力量とみなします。

ニ　38（託送供給等の実施）（３）へは，適用いたしません。

ホ　イの適用を廃止しようとされる場合またはイの適用に該当しなくなった場合は，当該発電場所に係る取扱いを終了させるための適当な処置を行ないます。

なお，必要に応じて契約者，発電契約者および発電者に協力していただきます。

（８）　契約者が化石燃料を混焼するバイオマス発電設備から契約者が締結する特定契約に係る電気を受電する場合，当該バイオマス発電設備に係る発電量調整受電電力量は，次のとおりといたします。

イ　特例発電バランシンググループに係る発電量調整受電電力量は，当該バイオマス発電設備の受電地点で30分ごとに計量された電力量に，当該バイオマス発電設備のバイオマス比率（発電により得られる電気の量に占めるバイオマスを変換して得られる電気の量の割合をいい，特定契約の料金の算定期間ごとに算定される値といたします。）を乗じてえた値とし，30分ごとに算定いたします。

ロ　契約者は，当該バイオマス発電設備の受電地点において他の特例発電バランシンググループに係る発電量調整供給契約等と同一計量する場合

は，イの電力量の仕訳に係る順位を，38（託送供給等の実施）（３）へに準じて電力広域的運営推進機関を通じて当社に通知していただきます。

ハ　イのバイオマス比率は，算定後すみやかに契約者から当社に通知していただきます。この場合，当社は，必要に応じて，バイオマス比率の算定根拠に関する文書を契約者から提出していただきます。

ニ　特例発電バランシンググループと同一計量する発電バランシンググループに係る発電量調整受電電力量は，当該バイオマス発電設備の受電地点で計量された30分ごとの電力量からイおよびロにより算定された特例発電バランシンググループに係る30分ごとの発電量調整受電電力量を差し引いた値にもとづき，本則に準じて算定いたします。

（９）　その他の事項については，発電契約者および発電者の場合に準ずるものといたします。

６　離島についての特別措置

（１）　系統連系受電サービス料金

電気事業法第２条第１項第８号イに定める離島（以下「離島」といいます。）における系統連系受電サービスの基本料金は，22（系統連系受電サービス）（３）イにかかわらず，次のとおりといたします。

系統連系受電課金対象電力１キロワットにつき	**79円85銭**

（２）　発電量調整受電計画差対応補給電力料金単価等

離島における発電量調整受電計画差対応補給電力料金単価，接続対象計画差対応補給電力料金単価，需要抑制量調整受電計画差対応補給電力料金単価または給電指令時補給電力料金単価については，23（発電量調整受電計画差対応電力）（２）イ(ハ)，24（接続対象計画差対応電力）（２）イ(ハ)，25（需要抑制量調整受電計画差対応電力）（２）イ(ハ)，26（給電指令時補給電力）（１）ニまたは（２）ニにかかわらず，次のとおりといたします。

１キロワット時につき	**71円53銭**

（３）　発電量調整受電計画差対応余剰電力料金単価等

離島における発電量調整受電計画差対応余剰電力料金単価，接続対象計

画差対応余剰電力料金単価または需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力料金単価については，23（発電量調整受電計画差対応電力）（２）ロ(ハ)，24（接続対象計画差対応電力）（２）ロ(ハ)または25（需要抑制量調整受電計画差対応電力）（２）ロ(ハ)にかかわらず，次のとおりといたします。

１キロワット時につき	**23円83銭**

７　受電電圧および供給電圧と計量電圧が異なる場合の取扱い

発電量調整受電電力量，接続供給電力量，最大連系電力等および最大需要電力等は，30（計量）にかかわらず，当分の間，やむをえない場合には，受電電圧および供給電圧と異なった電圧で計量いたします。この場合，発電量調整受電電力量，接続供給電力量，最大連系電力等および最大需要電力等は，計量された発電量調整受電電力量，接続供給電力量，最大連系電力等および最大需要電力等を，受電電圧および供給電圧と同位にするために原則として３パーセントの計量損失率によって修正したものといたします。

８　記録型計量器以外の計量器で計量する場合の特別措置

（１）　30分ごとに計量することができない計量器（以下「記録型計量器以外の計量器」といいます。）で計量するときの供給条件については，次のとおりといたします。

イ　料金の算定期間

送電サービス料金の算定期間は，前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間（ただし，料金の算定期間の始期以降当該料金の算定期間の終期までの間に記録型計量器による計量が可能となった場合は，当該料金の算定期間の翌月の料金の算定期間は，当月の検針日から翌月の計量日の前日までの期間とし，当該料金の算定期間の翌々月以降の料金の算定期間は，本則によるものといたします。以下「供給側検針期間等」といいます。）といたします。

また，系統連系受電サービス料金の算定期間は，前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間（ただし，料金の算定期間の始期以降当該料金の算定期間の終期までの間に記録型計量器による計量が可能となっ

た場合は，当該料金の算定期間の翌月の料金の算定期間は，当月の検針日から翌月の計量日の前日までの期間とし，当該料金の算定期間の翌々月以降の料金の算定期間は，本則によるものといたします。以下「受電側検針期間等」といいます。）といたします。

ただし，契約者が供給地点を新たに設定し，もしくは供給地点を消滅させる場合，または発電契約者が受電地点を新たに設定し，もしくは受電地点を消滅させる場合の料金の算定期間は，その供給地点または受電地点を新たに設定した日から直後の検針日の前日までの期間または直前の検針日から消滅日の前日までの期間（ただし，契約者または発電契約者が供給地点または受電地点を消滅させる場合で，特別の事情があるときは，直前の検針日から消滅日までの期間といたします。）といたします。

ロ　料 金 の 算 定

(ｲ)　当社は，33（料金の算定）（１）ロ，ハ，ニもしくはトの場合またはイの場合で供給側検針期間等もしくは受電側検針期間等の日数がその供給側検針期間等もしくは受電側検針期間等の始期に対応する検針の基準となる日の属する月の日数に対し，５日を上回り，または下回るときを除き，料金の算定期間を「１月」として算定いたします。

(ﾛ)　当社は，33（料金の算定）（１）ロ，ハ，ニもしくはトの場合またはイの場合で供給側検針期間等もしくは受電側検針期間等の日数がその供給側検針期間等もしくは受電側検針期間等の始期に対応する検針の基準となる日の属する月の日数に対し，５日を上回り，もしくは下回るときは，基本料金，予備送電サービス料金，ピークシフト割引額および系統設備効率化割引額について，次の式により日割計算をいたします。

ａ　基本料金または予備送電サービス料金を日割りする場合

$$\text{１月の該当料金} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{供給側検針期間等または受電側検針期間等の日数}}$$

ただし，イの場合で供給側検針期間等もしくは受電側検針期間等の日数がその供給側検針期間等もしくは受電側検針期間等の始期に対応する検針の基準となる日の属する月の日数に対し，５日を上回り，または下回るときは，

$$\text{１月の該当料金} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦　　日　　数}}$$

といたします。

b　ピークシフト割引額または系統設備効率化割引額を日割りする場合

$$\text{１月の該当割引額} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{供給側検針期間等または受電側検針期間等の日数}}$$

ただし，イの場合で供給側検針期間等もしくは受電側検針期間等の日数がその供給側検針期間等もしくは受電側検針期間等の始期に対応する検針の基準となる日の属する月の日数に対し，５日を上回り，または下回るときは，

$$\text{１月の該当割引額} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦　　日　　数}}$$

といたします。

(ハ)　契約者が供給地点を新たに設定し，もしくは供給地点を消滅させる場合または発電契約者が受電地点を新たに設定し，もしくは受電地点を消滅させる場合の(ロ) a およびｂにいう供給側検針期間等または受電側検針期間等の日数は，33（料金の算定）（５）イまたはロに準ずるものといたします。この場合，33（料金の算定）（５）イまたはロにいう供給側計量期間または受電側計量期間の日数は，供給側検針期間等または受電側検針期間等の日数といたします。

（２）　低圧で供給する場合で，記録型計量器以外の計量器で計量するときの接

続供給電力量および接続送電サービス契約電力については，次のとおりといたします。

イ　移行期間における30分ごとの接続供給電力量

その１月のうち記録型計量器以外の計量器で計量する期間（以下「移行期間」といいます。）における30分ごとの接続供給電力量は，移行期間において計量された接続供給電力量を移行期間における30分ごとの接続供給電力量として均等に配分してえられる値といたします。ただし，移行期間の接続供給電力量を時間帯区分ごとに計量する場合は，移行期間において各時間帯区分ごとに計量された接続供給電力量をそれぞれの時間帯区分の30分ごとの接続供給電力量として均等に配分してえられる値といたします。

ロ　移行期間において料金の変更があった場合の30分ごとの接続供給電力量

ハ，19（接続送電サービス）（２）イ(ﾛ)，(ﾊ)または20（臨時接続送電サービス）（２）イによって，接続送電サービス契約電力，接続送電サービス契約電流，接続送電サービス契約容量，臨時接続送電サービス契約電流，臨時接続送電サービス契約容量または臨時接続送電サービス契約電力を定める場合で，移行期間において，接続送電サービスの種別，臨時接続送電サービスの種別，接続送電サービス契約電力，接続送電サービス契約電流，接続送電サービス契約容量，臨時接続送電サービス契約電流，臨時接続送電サービス契約容量，臨時接続送電サービス契約電力等を変更したことにより，料金に変更があったときは，移行期間における接続供給電力量を，料金の変更のあった日の前後の期間の日数にそれぞれ接続送電サービス契約電力，接続送電サービス契約電流，接続送電サービス契約容量，臨時接続送電サービス契約電流，臨時接続送電サービス契約容量または臨時接続送電サービス契約電力を乗じた値の比率により区分して算定いたします。

この場合，移行期間における料金の変更のあった日の前後の接続供給電力量を，イに準じて，30分ごとの接続供給電力量として均等に配分いたします。

ハ　接続送電サービス契約電力

契約者が19（接続送電サービス）（２）イ(ｲ)によって接続送電サービス契約電力を定めることを希望される場合は，当分の間，19（接続送電サービス）（２）イ(ｲ)にかかわらず，供給地点ごとに，負荷設備の容量等を基準として，契約者と当社との協議によって定めることがあります。

（３）　発電量調整供給の場合で，当該発電量調整供給に係る発電量調整受電電力量を記録型計量器以外の計量器で計量するときの30分ごとの発電量調整受電電力量の計量値は，当分の間，発電契約者と当社との協議によって定めます。

９　発電量調整供給に係る発電設備等が調整電源に該当する場合の特別措置

（１）　１発電場所において，調整電源に該当する発電設備等が複数存在する場合で，当該複数の調整電源のうち，一部の調整電源の故障等が発生したときは，31（電力および電力量の算定）(20)イおよび(21)イにおける発電量調整受電計画差対応補給電力量および発電量調整受電計画差対応余剰電力量の算定上，31（電力および電力量の算定）（２）イにかかわらず，発電契約者と当社との協議によってその30分ごとに定めた値を，当該受電地点におけるその30分ごとの発電量調整受電電力量とみなします。

（２）　１発電場所において，調整電源に該当する発電設備等と調整電源に該当しない発電設備等が混在する場合は，調整電源に該当する発電設備等と調整電源に該当しない発電設備等を異なる発電バランシンググループに設定していただきます。また，当該受電地点における30分ごとの電力量および電力量の計画値は，発電契約者と当社との協議によって発電バランシンググループごとに定めます。この場合，31（電力および電力量の算定）の電力および電力量の算定上，協議により定めた値を，当該受電地点において30分ごとに計量された電力量および当該受電地点において当社が発電契約者から受電する電気の30分ごとの電力量の計画値とみなします。

10　損害賠償の免責についての特別措置［再生可能エネルギー発電設備］

発電者が再生可能エネルギー特別措置法附則第４条第１項に定める旧特定

供給者に該当する場合で，39（給電指令の実施等）によって発電者の発電もしくは放電を制限し，または中止したことにより，発電者が損害（再生可能エネルギー特別措置法施行規則第14条第８号トにおいて特定契約申込者が補償を求めることができるとされている場合の損害に限ります。）を受けたときは，49（損害賠償の免責）（１）にかかわらず，発電契約者の求めに応じ，当社は，当該損害について，再生可能エネルギー特別措置法施行規則第14条第８号トに定める額を限度として，補償するものといたします。

なお，当社は，同一の原因により発電契約者または発電者の受けた当該損害について，賠償の責めを負いません。

11　みなし登録特定送配電事業者についての特別措置

この約款実施の際現に改正前の電気事業法附則第４条第２項に規定されるみなし登録特定送配電事業者が，特定送配電事業の用に供するための託送供給を行なう場合の料金および必要となるその他の供給条件のうち，この約款によりがたい事項については，みなし登録特定送配電事業者と当社との協議によって定めます。

12　受電地点への供給設備の工事費負担金［電源接続案件募集プロセス］

２以上の発電契約者が受電地点への供給設備の全部または一部を共用する場合であって，発電契約者ごとの共用部分の工事費を電源接続案件募集プロセスにおける入札等によって算定するときは，67（受電地点への供給設備の工事費負担金）（６）ロにかかわらず，当該入札等において算定された金額を，発電契約者ごとの共用部分の工事費といたします。

13　発電量調整供給開始に至らないで発電量調整供給契約を廃止または変更される場合の費用の申受け［電源接続案件募集プロセス］

供給設備の一部または全部を施設した後，発電契約者または発電者の都合によって発電量調整供給の開始に至らないで発電量調整供給契約を廃止または変更される場合等で，発電契約者との間で電源接続案件募集プロセスにもとづき入札保証金および工事費負担金補償金等を定めるときは，72（供給開

始に至らないで契約を廃止または変更される場合等の費用の申受け）（２）ただし書にかかわらず，供給設備の工事を行なう前であっても，原則としてその金額を発電契約者から申し受けます。

14　軽負荷期等における電気の使用に係る特別措置

（１）　需要者の発電設備の停止または出力の抑制により生じた不足電力の補給にあてるための電気を使用される場合における特別措置

イに定める適用範囲に該当する接続供給契約で，あらかじめ契約者からこの特別措置の適用の申出がある場合の料金および必要となるその他の供給条件は，当分の間，次のとおりといたします。

イ　適　用　範　囲

契約者が次の時間帯に，19（接続送電サービス）（２）ニによって接続送電サービス契約電力を定める供給地点において，需要者の発電設備の停止または出力の抑制により生じた不足電力の補給にあてるための電気を使用する場合に適用いたします。

(ｲ)　軽負荷期（毎年４月１日から５月31日までの期間をいいます。）における毎日午前８時から午後４時までの時間

(ﾛ)　その他期（軽負荷期以外の期間をいいます。）における土曜日，日曜日，「国民の祝日に関する法律」に規定する休日，１月２日，１月３日，12月30日および12月31日の午前８時から午後４時までの時間

(ﾊ)　再生可能エネルギー発電設備出力抑制対象時間（当社が再生可能エネルギー発電設備の出力抑制の可能性または出力抑制の要請を公表した場合における当該出力抑制の対象となる時間帯をいいます。）

ロ　特別措置の適用申込みおよび使用の申出

(ｲ)　契約者は，この特別措置の適用を希望する供給地点に係る事項（需要者の名称，需要場所〔供給地点特定番号を含みます。〕）を明らかにして，当社所定の様式により，申込みをしていただきます。

(ﾛ)　原則として，当社が指定する期限までに，使用の申出をしていただきます。

(ﾊ)　15（供給および契約の単位）（２）ロによって当社が分割接続供給を

行なう場合で，この特別措置の適用を希望され，需要者の発電設備の停止または出力の抑制により生じた不足電力の補給にあてるための電気を使用されるときは，あらかじめ双方の契約者で協議のうえ，(ｲ)および(ﾛ)に準じて，申込みおよび申出をしていただきます。

ハ　接続送電サービス契約電力

接続送電サービス契約電力は，19（接続送電サービス）（２）ニによって定めた値といたします。

なお，19（接続送電サービス）（２）ニの不足電力の補給にあてるための電気の供給分以外の供給分の算定上，この特別措置により電気を使用されたその１月の最大需要電力等は，その１月の最大需要電力等から19（接続送電サービス）（２）ニの契約者と当社との協議によって定めた値を差し引いたものといたします。

ニ　接続送電サービス料金

この特別措置により電気を使用したときの基本料金は，19（接続送電サービス）（３）ロ(ｲ) c (a)，(ﾛ) c (a)，ハ(ｲ) c (a)または(ﾛ) c (a)における需要者の発電設備の検査，補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気をまったく使用しないときに準じて算定いたします。ただし，その１月にこの特別措置により電気を使用し，かつ，需要者の発電設備の検査，補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気を使用したときの基本料金は，19（接続送電サービス）（３）ロ(ｲ) c (a)，(ﾛ) c (a)，ハ(ｲ) c (a)または(ﾛ) c (a)に準じて算定いたします。

ホ　そ　　の　　他

(ｲ)当社は，契約者との間で，この特別措置の適用に必要となる事項について，別途覚書を締結することがあります。

(ﾛ)　当社は，電気の需給状況その他によってやむをえない場合には，この特別措置の適用をしないことがあります。

（２）　１年を通じての最大需要電力等が負荷移行先時間に発生する場合の取扱いについての特別措置

イ　19（接続送電サービス）（４）の適用を受ける供給地点において，需要者が土曜日，軽負荷期における平日の午前８時から午後４時までの時間または再生可能エネルギー発電設備出力抑制対象時間に負荷移行を行ない，１年を通じての最大需要電力等が負荷移行先時間（夜間時間，土曜日，軽負荷期における平日の午前８時から午後４時までの時間および再生可能エネルギー発電設備出力抑制対象時間をいいます。）に発生する場合で，契約者と当社との協議がととのったときのその供給地点の各月の接続送電サービス料金は，当分の間，19（接続送電サービス）（４）にかかわらず，19（接続送電サービス）（３）によって算定された金額から(ｲ)によって算定されたピークシフト割引額を差し引いたものといたします。

(ｲ)　ピークシフト割引額

ピークシフト割引額は，19（接続送電サービス）（４）イに準じて算定された金額といたします。この場合，19（接続送電サービス）（４）イにいうロのピークシフト電力は，(ﾛ)のピークシフト電力といたします。

(ﾛ)　ピークシフト電力

ピークシフト電力は，その需要者の接続送電サービス契約電力からその需要者の１年を通じての負荷移行元時間（負荷移行先時間以外の時間をいいます。）における接続供給電力の最大値を差し引いた値を上限として，負荷移行先時間に移行する負荷設備の容量（キロワット）等にもとづき，あらかじめ契約者と当社との協議によって定めます。

なお，分割接続供給の場合は，それぞれの契約者に係るピークシフト電力とあわせて，33（料金の算定）(10)にもとづき料金の調整を行なうために，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用したときのピークシフト電力を，あらかじめ双方の契約者と当社との協議によって定めます。

また，各月の負荷移行元時間における接続供給電力の最大値の実績等から，ピークシフト電力が不適当と認められる場合には，すみやかにピークシフト電力を適正なものに変更していただきます。

(ﾊ)　１年を通じて負荷移行先時間に最大需要電力等が発生しないことが明らかになった場合等については，本取扱いの適用をただちに解消いたします。

なお，それが19（接続送電サービス）（４）の取扱い適用後１年に満たない場合は，既に適用したピークシフト割引額（19〔接続送電サービス〕（４）によって適用したピークシフト割引額を含みます。）の合計金額を本取扱いの適用が解消された月の接続送電サービス料金に加算したものをその月の接続送電サービス料金として算定いたします。

(ﾆ)　この特別措置の適用にともない，19（接続送電サービス）（４）ハに該当する場合であっても，19（接続送電サービス）（４）ハに定める適用後１年に満たない場合の取扱いは適用いたしません。

ロ　高圧または特別高圧で供給する場合で，需要者が負荷移行元時間から負荷移行先時間への負荷移行を行なった結果，１年を通じての最大需要電力等が負荷移行先時間に発生し，かつ，契約者が標準接続送電サービスまたは時間帯別接続送電サービスの適用を受け，契約者と当社との協議がととのったときのその供給地点の各月の接続送電サービス料金は，当分の間，19（接続送電サービス）（３）によって算定された金額から(ｲ)によって算定されたピークシフト割引額を差し引いたものといたします。

(ｲ)　ピークシフト割引額

ピークシフト割引額は，19（接続送電サービス）（４）イに準じて算定された金額といたします。この場合，19（接続送電サービス）（４）イにいうロのピークシフト電力は，(ﾛ)のピークシフト電力といたします。

(ﾛ)　ピークシフト電力

ピークシフト電力は，需要者の負荷移行により負荷移行元時間から負荷移行先時間に移行された増分電力をいい，その需要者の接続送電サービス契約電力からその需要者の１年を通じての負荷移行元時間における接続供給電力の最大値を差し引いた値を上限として，負荷移行先時間に移行する負荷設備の容量（キロワット）等にもとづき，あら

かじめ契約者と当社との協議によって定めます。

なお，分割接続供給の場合は，それぞれの契約者に係るピークシフト電力とあわせて，33（料金の算定）(10)にもとづき料金の調整を行なうために，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用したときのピークシフト電力を，あらかじめ双方の契約者と当社との協議によって定めます。

また，各月の負荷移行元時間における接続供給電力の最大値の実績等から，ピークシフト電力が不適当と認められる場合には，すみやかにピークシフト電力を適正なものに変更していただきます。

(ハ)　１年を通じて負荷移行先時間に最大需要電力等が発生しないことが明らかになった場合等については，本取扱いの適用をただちに解消いたします。

なお，それが本取扱い適用後１年に満たない場合は，既に適用したピークシフト割引額の合計金額を本取扱いの適用が解消された月の接続送電サービス料金に加算したものをその月の接続送電サービス料金として算定いたします。

ハ　附則４（揚水発電設備等が設置された需要場所に接続供給を行なう場合の特別措置）の適用を受け，かつ，イまたはロの適用を受ける場合のピークシフト電力は，附則４（揚水発電設備等が設置された需要場所に接続供給を行なう場合の特別措置）（２）ロまたはイ(ロ)もしくはロ(ロ)にかかわらず，その需要者の接続送電サービス契約電力からその需要者の１年を通じての負荷移行元時間における接続供給電力の最大値を差し引いた値を上限として，負荷移行先時間に移行する負荷設備の容量（キロワット），揚水最大電力等およびその他最大電力等ならびに揚水等損失率等にもとづき，あらかじめ契約者と当社との協議によって定めます。

なお，分割接続供給の場合は，それぞれの契約者に係るピークシフト電力とあわせて，33（料金の算定）(10)にもとづき料金の調整を行なうために，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用したときのピークシフト電力を，あらかじめ双方の契約者と当社との協議によって定めます。

また，各月の負荷移行元時間における接続供給電力の最大値の実績等から，ピークシフト電力が不適当と認められる場合には，すみやかにピークシフト電力を適正なものに変更していただきます。

15　再エネ海域利用法に係る特別措置

再エネ海域利用法第８条第１項の規定による海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域の指定に関する国からの要請による受電側接続検討について，電力広域的運営推進機関から依頼を受けた場合は，受電側接続検討の申込みがなされたものとみなし，９（検討および契約の申込み）（１）にもとづき受電側接続検討をいたします。この場合，調査料については，選定事業者を発電者とする発電契約者から申し受けます。

16　給電指令時補給電力料金に係る特別措置

39（給電指令の実施等）（２）への場合で，連系に係る受電側接続検討申込書類を当社が令和５年１月31日までに受領し，当該受電側接続検討を当社が令和５年３月31日までに受け付けたノンファーム電源（ローカル系統の増強に要する工事費負担金を当社が申し受けた発電設備等に限ります。以下「みなしファーム電源」といいます。）に対して出力の抑制を実施したときは，26（給電指令時補給電力）（２）ニ，31（電力および電力量の算定）(20)ロおよび(21)ロにおいて，当該発電設備等をファーム電源として取り扱います。

17　バランシンググループの設定に係る特別措置

契約者，発電契約者または需要抑制契約者が配電事業者（当社供給区域内において事業を営むものに限ります。）の供給区域において配電事業者の託送供給等約款（電気事業法第27条の12の11第１項にもとづき配電事業者が経済産業大臣に届け出たものをいい，電気事業法第27条の12の11第２項ただし書にもとづき経済産業大臣の承認を受けた料金その他の供給条件を含みます。以下「配電事業者の約款」といいます。）により託送供給または電力量調整供給を受ける場合で，当該配電事業者の配電事業に係る業務の一部（発電量調整受電計画差対応電力，接続対象計画差対応電力および需要抑制量調整受

電計画差対応電力の不足電力の補給または送電超過分電力もしくは抑制超過分電力の購入ならびに給電指令等により生じた不足電力の補給に係る業務といたします。）について，当該配電事業者と当社との間で受委託に関する契約を締結し，かつ，契約者，発電契約者または需要抑制契約者が当該配電事業者の供給区域における需要場所または発電場所（調整電源に該当する発電場所を除きます。）をこの約款で設定する需要バランシンググループ，発電バランシンググループまたは需要抑制バランシンググループに属することを希望されるときの料金および必要となるその他の供給条件は，当分の間，次のとおりといたします。

（1） 代表契約者の選任

契約者および配電事業者の約款に定める契約者が複数となる場合で，1需要バランシンググループを設定することを希望されるときは，次のとおりとしていただきます。

イ　4（代表契約者の選任）にかかわらず，自己等への電気の供給の用に供するための接続供給契約の場合を除き，1需要バランシンググループを設定することを希望されるすべての者がこの約款にもとづいて当社と接続供給契約を締結するものとし，1接続供給契約における契約者を複数としていただきます。この場合，当該接続供給契約においては1需要バランシンググループを設定するものとし，この約款に関する当社との協議および接続供給の実施に関する事項についての権限を複数の契約者全員から委任された契約者を，代表契約者としてあらかじめ選任していただき，かつ，契約者が行なう，当社との手続きおよび協議，この約款に定める金銭債務の支払い等は，代表契約者を通じて行なっていただきます。また，当社は，契約者との協議および契約者への通知を代表契約者に対して行ないます。ただし，当社は，必要に応じて，代表契約者以外の契約者と，協議等をさせていただくことがあります。

ロ　契約者は，配電事業者と締結する接続供給契約においても，イによって代表契約者に選任された契約者を代表契約者としてあらかじめ選任していただきます。ただし，イによって代表契約者に選任された契約者と配電事業者が接続供給契約を締結し，イにおいて1需要バランシンググ

ループを設定する他の契約者が当該配電事業者と接続供給契約を締結しない場合を除きます。

（２） 契 約 の 要 件

需要抑制契約者が需要抑制量調整供給契約を希望される場合で，需要抑制契約者が特定卸供給を行なう事業を営むものであるときは，８（契約の要件）（４）イにかかわらず，次のいずれにも該当すること。

イ　需要者（配電事業者の約款に定める需要者を含みます。）に対して，次の(ｲ)および(ﾛ)の事項を定めた需要抑制に関する計画を適時に策定し，当該計画にしたがって適切な需要抑制の指示を適時に出すことができること。

(ｲ)　需要抑制量（１キロワットをこえる電気を抑制しようとするものに限ります。）

(ﾛ)　需要抑制の実施頻度および時期

ロ　イによってえられた100キロワットをこえる電気（配電事業者の約款に定める需要抑制量調整供給契約における電気を含みます。）を供給しようとするものであること。

ハ　電気の安定かつ適正な供給を確保するための適切な需給管理体制および情報管理体制を確立し，実施および維持することができること。

ニ　需要者の保護の観点から適切な情報管理体制を確立し，実施および維持できること。

ホ　需要者と電力需給に関する契約等を締結している契約者が供給力を確保するよう，当該契約者と需要抑制契約者との間または当該契約者と需要者との間で適切な契約がなされていること。

（３） 供給および契約の単位

イ　接続供給の場合，契約者は配電事業者の供給区域における需要場所について，この約款で設定する需要バランシンググループと同一の需要バランシンググループを設定していただきます。

ロ　発電量調整供給の場合，発電契約者は配電事業者の供給区域における発電場所（調整電源に該当する場合を除きます。）について，この約款で設定する発電バランシンググループと同一の発電バランシンググルー

プを設定していただきます。

ハ　需要抑制量調整供給の場合，需要抑制契約者は配電事業者の供給区域における需要場所について，この約款で設定する需要抑制バランシンググループと同一の需要抑制バランシンググループを設定していただきます。

なお，需要抑制契約者は，需要者（配電事業者の約款に定める需要者を含みます。）と電力需給に関する契約等を締結している契約者が同一で，かつ，需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量および需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量の算定方法（31〔電力および電力量の算定〕(14)イまたはロならびに配電事業者の約款に定める需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量および需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量の算定方法をいいます。）が同一となるように需要抑制バランシンググループを設定していただきます。この場合，当該需要場所は複数の需要抑制バランシンググループ（配電事業者の約款で設定する需要抑制バランシンググループを含みます。）に属することはできないものといたします。

（４）　料　　金

イ　発電量調整受電計画差対応電力

発電バランシンググループにおいて，発電量調整受電計画差対応電力の算定上，23（発電量調整受電計画差対応電力）にかかわらず，次のとおりといたします。

(ｲ)　適　　用

発電バランシンググループにおいて，39（給電指令の実施等）（５）もしくは(６)または配電事業者の約款にもとづき配電事業者が発電契約者または配電事業者の約款に定める発電者に対して給電指令等を実施することにより補給される電気を使用されていないときに適用いたします。

(ﾛ)　発電量調整受電計画差対応電力

a　発電量調整受電計画差対応補給電力

(a)　適　用　範　囲

30分ごとの発電量調整受電電力量（配電事業者の約款に定める発電量調整受電電力量を含みます。）が，その30分の（５）ロの発電量調整受電計画電力量を下回る場合に生じた不足電力の補給にあてるための電気に適用いたします。

(b)　発電量調整受電計画差対応補給電力料金

発電量調整受電計画差対応補給電力料金は，30分ごとの発電量調整受電計画差対応補給電力量に(c)の発電量調整受電計画差対応補給電力料金単価を適用してえられる金額のその１月の合計といたします。

(c)　発電量調整受電計画差対応補給電力料金単価

発電量調整受電計画差対応補給電力料金単価は，託送供給等約款料金算定規則第27条にもとづきインバランス料金として算定される金額に消費税等相当額を加えた金額とし，当社が30分ごとに設定するものといたします。

b　発電量調整受電計画差対応余剰電力

(a)　適　用　範　囲

30分ごとの発電量調整受電電力量（配電事業者の約款に定める発電量調整受電電力量を含みます。）が，その30分の（５）ロの発電量調整受電計画電力量を上回る場合の送電超過分電力について，当社が購入する電気に適用いたします。

(b)　発電量調整受電計画差対応余剰電力料金

発電量調整受電計画差対応余剰電力料金は，30分ごとの発電量調整受電計画差対応余剰電力量に(c)の発電量調整受電計画差対応余剰電力料金単価を適用してえられる金額のその１月の合計といたします。

(c)　発電量調整受電計画差対応余剰電力料金単価

発電量調整受電計画差対応余剰電力料金単価は，託送供給等約款料金算定規則第27条にもとづきインバランス料金として算定される金額に消費税等相当額を加えた金額とし，当社が30分ごとに設定するものといたします。

ロ　接続対象計画差対応電力

需要バランシンググループにおいて，接続対象計画差対応電力の算定上，24（接続対象計画差対応電力）にかかわらず，次のとおりといたします。

(ｲ)　適　　用

39（給電指令の実施等）（４）または配電事業者の約款にもとづき配電事業者が契約者に対して給電指令等を実施することにより補給される電気を使用されていないときに適用いたします。

(ﾛ)　接続対象計画差対応電力

a　接続対象計画差対応補給電力

(a)　適　用　範　囲

30分ごとの接続対象電力量（配電事業者の約款に定める接続対象電力量を含みます。）が，その30分の（５）ニの接続対象計画電力量を上回る場合に生じた不足電力の補給にあてるための電気に適用いたします。

(b)　接続対象計画差対応補給電力料金

接続対象計画差対応補給電力料金は，30分ごとの接続対象計画差対応補給電力量に(c)の接続対象計画差対応補給電力料金単価を適用してえられる金額のその１月の合計といたします。

(c)　接続対象計画差対応補給電力料金単価

接続対象計画差対応補給電力料金単価は，託送供給等約款料金算定規則第27条にもとづきインバランス料金として算定される金額に消費税等相当額を加えた金額とし，当社が30分ごとに設定するものといたします。

b　接続対象計画差対応余剰電力

(a)　適　用　範　囲

30分ごとの接続対象電力量（配電事業者の約款に定める接続対象電力量を含みます。）が，その30分の（５）ニの接続対象計画電力量を下回る場合の送電超過分電力について，当社が購入する電気に適用いたします。

(b)　接続対象計画差対応余剰電力料金

接続対象計画差対応余剰電力料金は，30分ごとの接続対象計画差対応余剰電力量に(c)の接続対象計画差対応余剰電力料金単価を適用してえられる金額のその１月の合計といたします。

(c)　接続対象計画差対応余剰電力料金単価

接続対象計画差対応余剰電力料金単価は，託送供給等約款料金算定規則第27条にもとづきインバランス料金として算定される金額に消費税等相当額を加えた金額とし，当社が30分ごとに設定するものといたします。

ハ　需要抑制量調整受電計画差対応電力

需要抑制バランシンググループにおいて，需要抑制量調整受電計画差対応電力の算定上，25（需要抑制量調整受電計画差対応電力）にかかわらず，次のとおりといたします。

(ｲ)　適　　用

需要抑制バランシンググループに適用いたします。

(ﾛ)　需要抑制量調整受電計画差対応電力

a　需要抑制量調整受電計画差対応補給電力

(a)　適　用　範　囲

30分ごとの需要抑制量調整受電電力量（配電事業者の約款に定める需要抑制量調整受電電力量を含みます。）が，その30分の(５)への需要抑制量調整受電計画電力量を下回る場合に生じた不足電力の補給にあてるための電気に適用いたします。

(b)　需要抑制量調整受電計画差対応補給電力料金

需要抑制量調整受電計画差対応補給電力料金は，30分ごとの需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量に(c)の需要抑制量調整受電計画差対応補給電力料金単価を適用してえられる金額のその１月の合計といたします。

(c)　需要抑制量調整受電計画差対応補給電力料金単価

需要抑制量調整受電計画差対応補給電力料金単価は，託送供給等約款料金算定規則第27条にもとづきインバランス料金として算

定される金額に消費税等相当額を加えた金額とし，当社が30分ごとに設定するものといたします。

b　需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力

(a)　適　用　範　囲

30分ごとの需要抑制量調整受電電力量（配電事業者の約款に定める需要抑制量調整受電電力量を含みます。）が，その30分の（５）への需要抑制量調整受電計画電力量を上回る場合の抑制超過分電力について，当社が購入する電気に適用いたします。

(b)　需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力料金

需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力料金は，30分ごとの需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量に(c)の需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力料金単価を適用してえられる金額のその１月の合計といたします。

(c)　需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力料金単価

需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力料金単価は，託送供給等約款料金算定規則第27条にもとづきインバランス料金として算定される金額に消費税等相当額を加えた金額とし，当社が30分ごとに設定するものといたします。

ニ　給電指令時補給電力

発電バランシンググループまたは需要バランシンググループにおいて，給電指令時補給電力の算定上，26（給電指令時補給電力）にかかわらず，次のとおりといたします。

(ｲ)　契約者に係る給電指令時補給電力料金

a　適　用　範　囲

39（給電指令の実施等）（４）または配電事業者の約款にもとづき配電事業者が契約者に対して給電指令等を実施することにより補給される電気を使用されているときに適用いたします。

b　給電指令時補給電力料金

給電指令時補給電力料金は，ｃに定める30分ごとの給電指令時補給電力量にｄの給電指令時補給電力料金単価を適用してえられる金

額のその１月の合計といたします。

c　給電指令時補給電力量

給電指令時補給電力量は，給電指令等の間，（５）ヌにより30分ごとに算定された値といたします。

d　給電指令時補給電力料金単価

給電指令時補給電力料金単価は，託送供給等約款料金算定規則第27条にもとづきインバランス料金として算定される金額に消費税等相当額を加えた金額とし，当社が30分ごとに設定するものといたします。

(ﾛ)　発電契約者に係る給電指令時補給電力料金

a　適　用　範　囲

39（給電指令の実施等）（５）もしくは（６）または配電事業者の約款にもとづき配電事業者が発電契約者または配電事業者の約款に定める発電者に対して給電指令等を実施することにより補給される電気を使用されているときに，補給される電気を使用する発電バランシンググループに適用いたします。

b　給電指令時補給電力料金

給電指令時補給電力料金は，ｃに定める30分ごとの給電指令時補給電力量にｄの給電指令時補給電力料金単価を適用してえられる金額のその１月の合計といたします。

c　給電指令時補給電力量

給電指令時補給電力量は，給電指令等の間，（５）チにより30分ごとに算定された値といたします。

d　給電指令時補給電力料金単価

給電指令時補給電力料金単価は，託送供給等約款料金算定規則第27条にもとづきインバランス料金として算定される金額に消費税等相当額を加えた金額とし，当社が30分ごとに設定するものといたします。ただし，39（給電指令の実施等）（２）ホの場合で，ノンファーム電源（配電事業者の約款に定めるノンファーム電源を含みます。）に対して出力の抑制を実施したときは，39（給電指令の実

施等）（５）により補給される電気を使用されているときの翌日取引を行なうための卸電力取引市場における30分ごとの売買取引の価格（売買取引に係る電力の受渡しが連系設備の送電容量等による制限を受けるものとして当社の供給区域において売買取引を行なうものに限ります。）に消費税等相当額を加えた金額とし，当社が30分ごとに設定するものといたします。また，当社もしくは配電事業者が指定する要件を有する発電設備等またはファーム電源（配電事業者の約款に定めるファーム電源を含みます。）であって別途当社もしくは配電事業者と給電指令時補給電力料金に関する契約を締結する設備については，当該契約によるものといたします。

（５） 電力および電力量の算定

イ　発電量調整受電計画電力

発電量調整受電計画電力は，31（電力および電力量の算定）（３）にかかわらず，ロの発電量調整受電計画電力量の値を２倍した値とし，30分ごとに算定いたします。

ロ　発電量調整受電計画電力量

発電量調整受電計画電力量は，31（電力および電力量の算定）（４）ロにかかわらず，受電地点（配電事業者の約款に定める受電地点を含みます。）において当社および配電事業者が発電契約者から受電する電気の30分ごとの電力量の計画値（受電地点〔配電事業者の約款に定める受電地点を含みます。〕が複数ある場合はその合計といたします。）で，発電契約者があらかじめ電力広域的運営推進機関を通じて当社に通知する発電計画といたします。ただし，別表10（発電計画・調達計画・販売計画）に定める当日計画の発電計画と調達計画の合計値が30分ごとに販売計画の値と一致しない等の場合は，別表７（発電量調整受電計画電力量，接続対象計画電力量および需要抑制量調整受電計画電力量に関する取扱い）（１）のとおりといたします。

ハ　接続対象計画電力

接続対象計画電力は，31（電力および電力量の算定）(11)にかかわらず，ニの接続対象計画電力量の値を２倍した値とし，30分ごとに算定い

たします。

ニ　接続対象計画電力量

接続対象計画電力量は，31（電力および電力量の算定）(12)にかかわらず，30分ごとの接続対象電力量の計画値（供給地点〔配電事業者の約款に定める供給地点を含みます。〕が複数ある場合はその合計といたします。）で，契約者があらかじめ電力広域的運営推進機関を通じて当社に通知する需要想定値といたします。ただし，別表９（需要計画・調達計画・販売計画）に定める当日計画の需要想定値に対する取引計画（調達計画から販売計画を差し引いたものといたします。）が30分ごとに需要想定値と一致しない等の場合は，別表７（発電量調整受電計画電力量，接続対象計画電力量および需要抑制量調整受電計画電力量に関する取扱い）（２）のとおりといたします。

ホ　需要抑制量調整受電計画電力

需要抑制量調整受電計画電力は，31（電力および電力量の算定）(15)にかかわらず，への需要抑制量調整受電計画電力量の値を２倍した値とし，30分ごとに算定いたします。

ヘ　需要抑制量調整受電計画電力量

需要抑制量調整受電計画電力量は，31（電力および電力量の算定）(16)にかかわらず，当社および配電事業者が需要抑制契約者から受電する電気の30分ごとの電力量の計画値で，需要場所（配電事業者の約款に定める需要場所を含みます。）ごとに，需要抑制契約者があらかじめ電力広域的運営推進機関を通じて当社に通知する需要抑制計画値といたします。ただし，別表11（需要抑制計画・調達計画・販売計画・ベースライン）に定める当日計画の調達計画が30分ごとに販売計画の値と一致しない等の場合は，別表７（発電量調整受電計画電力量，接続対象計画電力量および需要抑制量調整受電計画電力量に関する取扱い）（３）のとおりといたします。

ト　ベースライン

ベースラインは，31（電力および電力量の算定）(17)にかかわらず，需要抑制量調整供給に係る需要抑制を行なわない場合の需要場所（配電

事業者の約款に定める需要場所を含みます。）に係る供給地点で計量される接続供給電力量（配電事業者の約款に定める接続供給電力量を含みます。）を損失率で修正した電力量の計画値で，需要場所（配電事業者の約款に定める需要場所を含みます。）ごと（15〔供給および契約の単位〕（1）イまたはロの場合は1接続送電サービスまたは1臨時接続送電サービスごとといたします。また，配電事業者の約款に定める需要場所に複数の接続送電サービス等が適用されている場合は，1接続送電サービス等ごとといたします。）に，需要抑制契約者があらかじめ電力広域的運営推進機関を通じて当社に通知するものといたします。

チ　発電量調整受電計画差対応補給電力量

発電量調整受電計画差対応補給電力量は，31（電力および電力量の算定）(20)ロにかかわらず，次の(ｲ)，(ﾛ)および(ﾊ)によって算定された値とし，発電バランシンググループごとに算定いたします。

(ｲ)　30分ごとに，受電地点（配電事業者の約款に定める受電地点を含みます。）で計量された電力量の合計がその30分における発電量調整受電計画電力量を下回る場合に，30分ごとに，次の式により算定された値といたします。

発電量調整受電計画差対応補給電力量
＝発電量調整受電計画電力量－発電量調整受電電力量

(ﾛ)　次の場合で，当社または配電事業者が給電指令時補給を行なったときは，発電量調整受電計画差対応補給電力量の算定上，当該発電設備等の30分ごとの発電量調整受電計画電力量を当該受電地点における30分ごとの発電量調整受電電力量とみなします。この場合，当該発電設備等の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量の算定上，当該受電地点のみによる発電バランシンググループが設定されているとみなし，その発電量調整受電計画差対応補給電力量は，30分ごとに，次の式により算定された値といたします。

発電量調整受電計画差対応補給電力量
＝発電量調整受電計画電力量－発電量調整受電電力量

a　当社または配電事業者が指定する要件を有する発電設備等であって別途当社または配電事業者と給電指令時補給電力料金に関する契約を締結する設備に対して出力の抑制を実施した場合

b　39（給電指令の実施等）（２）イの場合で，原則として30分ごとの実需給の開始時刻の１時間前以降に発電量調整供給に係る発電設備等に対してＮ－１電制（配電事業者の約款に定めるＮ－１電制を含みます。）を実施したとき。

c　39（給電指令の実施等）（２）ホの場合で，発電量調整供給に係る発電設備等（配電事業者の約款に定める発電量調整供給に係る発電設備等を含みます。）に対して出力の抑制を実施したとき。

d　39（給電指令の実施等）（２）への場合で，ファーム電源（配電事業者の約款に定めるファーム電源を含みます。）に対して出力の抑制を実施したとき。

(ハ)　次の場合で，当社または配電事業者が給電指令時補給を行なったときは，発電量調整受電計画差対応補給電力量の算定上，当該発電設備等の30分ごとの発電量調整受電計画電力量を当該受電地点における30分ごとの発電量調整受電電力量とみなします。この場合，当該発電設備等の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量の算定上，当該受電地点のみによる発電バランシンググループが設定されているとみなし，その発電量調整受電計画差対応補給電力量は，30分ごとに，次により算定された値といたします。

a　当社または配電事業者が39（給電指令の実施等）（２）イ，ロ，ハまたはトの場合の給電指令等および39（給電指令の実施等）（２）ホの場合の給電指令等により，同時に出力の抑制を実施した場合

(a)　発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が，39（給電指令の実施等）（２）ホによる出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含み

ます。）を下回る場合

39（給電指令の実施等）（２）ホによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，次の式により算定された値とし，39（給電指令の実施等）（２）イ，ロ，ハまたはトによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，零といたします。

発電量調整受電計画差対応補給電力量
＝発電量調整受電計画電力量－発電量調整受電電力量

(b)　発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が，39（給電指令の実施等）（２）ホによる出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）と一致または上回る場合

39（給電指令の実施等）（２）ホによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，39（給電指令の実施等）（２）ホによる出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）とし，39（給電指令の実施等）（２）イ，ロ，ハまたはトによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，次の式により算定された値といたします。

発電量調整受電計画差対応補給電力量
＝発電量調整受電計画電力量
－39（給電指令の実施等）（２）ホによる出力抑制対象電力量
－発電量調整受電電力量

b　当社または配電事業者がファーム電源（配電事業者の約款に定めるファーム電源を含みます。）に対して，39（給電指令の実施等）（２）イ，ロ，ハまたはトの場合の給電指令等および39（給電指令の

実施等）（２）への場合の給電指令等により，同時に出力の抑制を実施した場合

(a)　発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が，39（給電指令の実施等）（２）へによる出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）を下回る場合

39（給電指令の実施等）（２）へによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，次の式により算定された値とし，39（給電指令の実施等）（２）イ，ロ，ハまたはトによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，零といたします。

発電量調整受電計画差対応補給電力量
＝発電量調整受電計画電力量－発電量調整受電電力量

(b)　発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が，39（給電指令の実施等）（２）へによる出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）と一致または上回る場合

39（給電指令の実施等）（２）へによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，39（給電指令の実施等）（２）へによる出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）とし，39（給電指令の実施等）（２）イ，ロ，ハまたはトによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，次の式により算定された値といたします。

発電量調整受電計画差対応補給電力量

＝発電量調整受電計画電力量

－39（給電指令の実施等）（２）ヘによる出力抑制対象電力量

－発電量調整受電電力量

c　当社または配電事業者がノンファーム電源（配電事業者の約款に定めるノンファーム電源を含みます。）であり，かつ，当社または配電事業者が指定する要件を有する発電設備等であって別途当社または配電事業者と給電指令時補給電力料金に関する契約を締結する設備に対して，39（給電指令の実施等）（２）への場合の給電指令等および39（給電指令の実施等）（２）トの場合の給電指令等により，同時に出力の抑制を実施した場合

(a)　発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が，39（給電指令の実施等）（２）ヘによる出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）を下回る場合

39（給電指令の実施等）（２）ヘによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，次の式により算定された値とし，39（給電指令の実施等）（２）トによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，零といたします。

発電量調整受電計画差対応補給電力量

＝発電量調整受電計画電力量－発電量調整受電電力量

(b)　発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が，39（給電指令の実施等）（２）ヘによる出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）と一致または上回る場合

39（給電指令の実施等）（２）ヘによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力

量は，39（給電指令の実施等）（２）ヘによる出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）とし，39（給電指令の実施等）（２）トによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，次の式により算定された値といたします。

発電量調整受電計画差対応補給電力量
＝発電量調整受電計画電力量
－39（給電指令の実施等）（２）ヘによる出力抑制対象電力量
－発電量調整受電電力量

d　当社または配電事業者が39（給電指令の実施等）（２）ホの場合の給電指令等および39（給電指令の実施等）（２）ヘの場合の給電指令等により，同時に出力の抑制を実施した場合

(a)　発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が，39（給電指令の実施等）（２）ヘによる出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）を下回る場合

39（給電指令の実施等）（２）ヘによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，次の式により算定された値とし，39（給電指令の実施等）（２）ホによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，零といたします。

発電量調整受電計画差対応補給電力量
＝発電量調整受電計画電力量－発電量調整受電電力量

(b)　発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が，39（給電指令の実施等）（２）ヘによる出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）と一致または上回る場合

39（給電指令の実施等）（２）ヘによって出力の抑制を実施した

場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，39（給電指令の実施等）（２）ヘによる出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）とし，39（給電指令の実施等）（２）ホによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，次の式により算定された値といたします。

発電量調整受電計画差対応補給電力量
＝発電量調整受電計画電力量
－39（給電指令の実施等）（２）ヘによる出力抑制対象電力量
－発電量調整受電電力量

e　当社または配電事業者が39（給電指令の実施等）（２）イ，ロ，ハまたはトの場合の給電指令等，39（給電指令の実施等）（２）ホの場合の給電指令等および39（給電指令の実施等）（２）ヘの場合の給電指令等により，同時に出力の抑制を実施した場合

(a)　発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が，39（給電指令の実施等）（２）ヘによる出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）を下回る場合

39（給電指令の実施等）（２）ヘによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，次の式により算定された値とし，39（給電指令の実施等）（２）イ，ロ，ハまたはトによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給および39（給電指令の実施等）（２）ホによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，零といたします。

発電量調整受電計画差対応補給電力量
＝発電量調整受電計画電力量－発電量調整受電電力量

(b)　発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引

いた値が，39（給電指令の実施等）（２）ヘによる出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）と一致または上回り，かつ，39（給電指令の実施等）（２）ヘによる出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）に39（給電指令の実施等）（２）ホによる出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）を加えた値を下回る場合

39（給電指令の実施等）（２）ヘによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，39（給電指令の実施等）（２）ヘによる出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）とし，39（給電指令の実施等）（２）ホによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，次の式により算定された値とし，39（給電指令の実施等）（２）イ，ロ，ハまたはトによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，零といたします。

発電量調整受電計画差対応補給電力量

＝発電量調整受電計画電力量

－39（給電指令の実施等）（２）ヘによる出力抑制対象電力量

－発電量調整受電電力量

(c)　発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が，39（給電指令の実施等）（２）ヘによる出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）に39（給電指令の実施等）（２）ホによる出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）を加えた値と一致または上回る場合

39（給電指令の実施等）（２）ホによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力

量は，39（給電指令の実施等）（２）ホによる出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）とし，39（給電指令の実施等）（２）へによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，39（給電指令の実施等）（２）へによる出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）とし，39（給電指令の実施等）（２）イ，ロ，ハまたはトによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，次の式により算定された値といたします。

発電量調整受電計画差対応補給電力量
＝発電量調整受電計画電力量
－39（給電指令の実施等）（２）ホによる出力抑制対象電力量
－39（給電指令の実施等）（２）へによる出力抑制対象電力量
－発電量調整受電電力量

リ　発電量調整受電計画差対応余剰電力量

発電量調整受電計画差対応余剰電力量は，31（電力および電力量の算定）(21)ロにかかわらず，30分ごとに，受電地点（配電事業者の約款に定める受電地点を含みます。）で計量された電力量の合計がその30分における発電量調整受電計画電力量を上回る場合に，30分ごとに，次の式により算定された値とし，発電バランシンググループごとに算定いたします。ただし，当社もしくは配電事業者が指定する要件を有する発電設備等であって別途当社もしくは配電事業者と給電指令時補給電力料金に関する契約を締結する設備に対して出力の抑制を実施し，当社もしくは配電事業者が給電指令時補給を行なった場合，39（給電指令の実施等）（２）イの場合で，原則として30分ごとの実需給の開始時刻の１時間前以降に発電量調整供給に係る発電設備等に対してＮ－１電制（配電事業者の約款に定めるＮ－１電制を含みます。）を実施し，当社もしくは配電事業者が給電指令時補給を行なったとき，39（給電指令の実施等）（２）

ホの場合で，発電量調整供給に係る発電設備等に対して出力の抑制を実施し，当社もしくは配電事業者が給電指令時補給を行なったときまたは39（給電指令の実施等）（２）への場合で，ファーム電源（配電事業者の約款に定めるファーム電源を含みます。）に対して出力の抑制を実施し，当社もしくは配電事業者が給電指令時補給を行なったときは，発電量調整受電計画差対応余剰電力量の算定上，当該発電設備等の30分ごとの発電量調整受電計画電力量を当該受電地点における30分ごとの発電量調整受電電力量とみなします。この場合，当該発電設備等の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量の算定上，当該受電地点のみによる発電バランシンググループが設定されているとみなし，その発電量調整受電計画差対応補給電力量の算定は，チによるものといたします。

発電量調整受電計画差対応余剰電力量
＝発電量調整受電電力量－発電量調整受電計画電力量

ヌ　接続対象計画差対応補給電力量

接続対象計画差対応補給電力量は，31（電力および電力量の算定）(22)にかかわらず，30分ごとの接続対象電力量（配電事業者の約款に定める接続対象電力量を含みます。）がその30分における接続対象計画電力量を上回る場合に，30分ごとに，次の式により算定された値といたします。ただし，接続対象計画差対応補給電力量の算定上，当社または配電事業者が調整負荷の使用に係る調整を行なった場合は，31（電力および電力量の算定）（８）にかかわらず，当該供給地点（配電事業者の約款に定める供給地点を含みます。）で計量された30分ごとの電力量に当社または配電事業者が行なった電気の使用に係る調整にもとづきその30分ごとに算定された値を加えた値を，当該供給地点におけるその30分ごとの接続供給電力量とみなし，接続対象電力量を算定いたします。

接続対象計画差対応補給電力量＝接続対象電力量－接続対象計画電力量

ル　接続対象計画差対応余剰電力量

接続対象計画差対応余剰電力量は，31（電力および電力量の算定）(23)にかかわらず，30分ごとの接続対象電力量（配電事業者の約款に定める接続対象電力量を含みます。）がその30分における接続対象計画電力量を下回る場合に，30分ごとに，次の式により算定された値といたします。ただし，接続対象計画差対応余剰電力量の算定上，当社または配電事業者が調整負荷の使用に係る調整を行なった場合は，31（電力および電力量の算定）（８）にかかわらず，当該供給地点（配電事業者の約款に定める供給地点を含みます。）で計量された30分ごとの電力量に当社または配電事業者が行なった電気の使用に係る調整にもとづきその30分ごとに算定された値を加えた値を，当該供給地点におけるその30分ごとの接続供給電力量とみなし，接続対象電力量を算定いたします。

接続対象計画差対応余剰電力量＝接続対象計画電力量－接続対象電力量

ヲ　需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量

需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量は，31（電力および電力量の算定）(24)にかかわらず，30分ごとの需要抑制量調整受電電力量（配電事業者の約款に定める需要抑制量調整受電電力量を含みます。）がその30分における需要抑制量調整受電計画電力量を下回る場合に，需要抑制バランシンググループごとに，30分ごとに，次の式により算定された値の合計といたします。ただし，需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量の算定上，当社または配電事業者が調整負荷の使用に係る調整を行なった場合は，31（電力および電力量の算定）(14)イまたはロにかかわらず，当該需要場所（配電事業者の約款に定める需要場所を含みます。）に係る接続供給電力量を損失率で修正した値が，ベースラインを上回るとき，またはベースラインを下回り，かつ，ベースラインから需要抑制量調整受電計画電力量を差し引いた値を上回るときは，当該需要場所に係る需要抑制量調整受電計画電力量を当該需要場所に係る需要抑制量調整受電電力量とみなします。

需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量

＝需要抑制量調整受電計画電力量－需要抑制量調整受電電力量

ただし，需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量の算定方法として31（電力および電力量の算定）(14)ロを適用し，かつ，配電事業者の約款に定める需要抑制量調整受電計画電力量を上限としない算定方法を適用している場合で，30分ごとの需要抑制量調整受電電力量が零となるときの上式は，次のとおりといたします。

需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量

＝需要抑制量調整受電計画電力量

$$+\left\{\text{接続供給電力量}\times\frac{1}{1-\text{損失率（32〔損失率〕に定める損失率といたします。）}}\right\}$$

－ベースライン

ワ　需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量

需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量は，31（電力および電力量の算定）(25)にかかわらず，30分ごとの需要抑制量調整受電電力量（配電事業者の約款に定める需要抑制量調整受電電力量を含みます。）がその30分における需要抑制量調整受電計画電力量を上回る場合に，需要抑制バランシンググループごとに，30分ごとに，次の式により算定された値の合計といたします。ただし，需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量の算定上，当社または配電事業者が調整負荷の使用に係る調整を行なった場合は，31（電力および電力量の算定）(14)ロにかかわらず，当該需要場所（配電事業者の約款に定める需要場所を含みます。）に係る接続供給電力量を損失率で修正した値が，ベースラインの値から需要抑制量調整受電計画電力量を差し引いた値を下回るときは，当該需要場所に係る需要抑制量調整受電計画電力量を当該需要場所に係る需要抑制量調整受電電力量とみなします。

需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量
＝需要抑制量調整受電電力量－需要抑制量調整受電計画電力量

（６） 託送供給等の実施

イ　接続供給の場合，契約者は，別表９（需要計画・調達計画・販売計画）の需要想定値および需要想定値に対する調達計画・販売計画における接続対象電力または接続対象電力量に，配電事業者の約款に定める接続対象電力または接続対象電力量を含めていただきます。

ロ　発電量調整供給の場合，発電契約者は，別表10（発電計画・調達計画・販売計画）の発電計画および調達計画・販売計画における発電量調整受電電力または発電量調整受電電力量に，配電事業者の約款に定める発電量調整受電電力または発電量調整受電電力量を含めていただきます。

ハ　需要抑制量調整供給の場合，需要抑制契約者は，別表11（需要抑制計画・調達計画・販売計画・ベースライン）の需要抑制計画および調達計画・販売計画における需要抑制量調整受電電力または需要抑制量調整受電電力量に，配電事業者の約款に定める需要抑制量調整受電電力または需要抑制量調整受電電力量を含めていただきます。

（７） 解　　約　　等

当社は，契約者，発電契約者または需要抑制契約者が次のいずれかに該当し，当社が契約者，発電契約者または需要抑制契約者にその改善を求めた場合で，40（適正契約の保持等）に定める適正契約への変更および適正な使用状態，発電・放電状態または需要抑制状態への修正に応じていただけないときには，55（解約等）（１）ハ(ｲ)，(ﾛ)，(ﾊ)または(ﾆ)にかかわらず，接続供給契約，振替供給契約，発電量調整供給契約または需要抑制量調整供給契約を解約することがあります。

イ　託送供給の場合は，８（契約の要件）（１）を，発電量調整供給の場合は，８（契約の要件）（２）を，需要抑制量調整供給の場合は，８（契約の要件）（４）ロ，ハ，ニもしくはホまたは（２）を欠くに至った場合

ロ　接続供給の場合で，頻繁に接続対象電力量（配電事業者の約款に定める接続対象電力量を含みます。）と接続対象計画電力量との間に著しい

差が生じるとき。

ハ　発電量調整供給の場合で，頻繁に発電量調整受電電力量（配電事業者の約款に定める発電量調整受電電力量を含みます。）と発電量調整受電計画電力量との間に著しい差が生じるとき。

ニ　需要抑制量調整供給の場合で，頻繁に需要抑制量調整受電電力量（配電事業者の約款に定める需要抑制量調整受電電力量を含みます。）と需要抑制量調整受電計画電力量との間に著しい差が生じるとき。

（８）　発電量調整供給契約についての特別措置［再生可能エネルギー発電設備］

イ　契約者が特定契約を締結している場合もしくは特定送配電事業者が特定契約を締結している場合または契約者が当社または配電事業者と再生可能エネルギー電気卸供給契約を締結し，指定した再生可能エネルギー発電設備から電気を調達する場合は，附則５（発電量調整供給契約についての特別措置［再生可能エネルギー発電設備］）（１）にかかわらず，原則として，当社の供給区域においては契約者または特定送配電事業者と当社との間で，配電事業者の供給区域においては契約者または特定送配電事業者と配電事業者との間で発電量調整供給契約を締結し，特例発電バランシンググループを設定していただきます。この場合，契約者が締結する特定契約に係る再生可能エネルギー発電設備，特定送配電事業者が締結する特定契約に係る再生可能エネルギー発電設備および当社または配電事業者との再生可能エネルギー電気卸供給契約に係る再生可能エネルギー発電設備は，同一のバランシンググループに属することはできないものといたします。

ロ　イにより発電量調整供給契約を締結する場合において，契約者（特定送配電事業者が契約者となる場合を除きます。）が希望されるときは，契約者の指定する発電バランシンググループ（当該発電バランシンググループにおける特定契約が平成28年４月１日以降に締結され，かつ，バイオマス発電設備であって化石燃料を混焼するもの〔再生可能エネルギー特別措置法施行規則第14条第８号ニに定める地域資源バイオマス発電設備を除きます。〕であるときを除きます。）に係る料金および必要となるその他の供給条件は次のとおりといたします。

(ｲ)　発電量調整供給に係る料金は，附則５（発電量調整供給契約についての特別措置［再生可能エネルギー発電設備］）（５）ロにかかわらず，18（料金）（２）に定める料金，(ﾛ)により算定されるインバランスリスク料および再生可能エネルギー予測誤差対応調整力確保料といたします。ただし，契約者が当社または配電事業者と再生可能エネルギー電気卸供給契約を締結し，指定した再生可能エネルギー発電設備から電気を調達する場合は，インバランスリスク料および再生可能エネルギー予測誤差対応調整力確保料は申し受けません。

(ﾛ)　インバランスリスク料は，附則５（発電量調整供給契約についての特別措置［再生可能エネルギー発電設備］）（５）ホにかかわらず，特例発電バランシンググループにおける30分ごとの発電量調整受電電力量（配電事業者の約款に定める発電量調整受電電力量を含みます。）にインバランスリスク単価を適用してえられる金額のその１月の合計（合計額が負となる場合は零といたします。）といたします。また，再生可能エネルギー予測誤差対応調整力確保料は，特例発電バランシンググループにおける30分ごとの発電量調整受電電力量（配電事業者の約款に定める発電量調整受電電力量を含みます。）に，再生可能エネルギー予測誤差対応単価を適用してえられる金額のその１月の合計といたします。

(ﾊ)　当社は，附則５（発電量調整供給契約についての特別措置［再生可能エネルギー発電設備］）（５）トにかかわらず，30分ごとの契約者が締結する特定契約または当社，配電事業者もしくは特定送配電事業者との再生可能エネルギー電気卸供給契約に係る発電量調整受電計画電力量を決定し，原則として発電量調整供給実施日の前々日の午後４時までに契約者に通知いたします。

また，当社は，当該発電量調整受電計画電力量の見直しを行ない，変更後の発電量調整受電計画電力量を決定し，原則として発電量調整供給実施日の前日午前６時までに契約者に再通知いたします。

なお，契約者は，必要に応じて発電量調整受電計画電力量の決定に必要となる事項に関する文書を当社に提出していただきます。

(ニ)　ローカル系統における電気の潮流が系統安定度等にもとづき算定される運用可能な容量を超過し，または超過するおそれがある場合で，当社または配電事業者がノンファーム電源（配電事業者の約款に定めるノンファーム電源を含みます。）の出力の抑制に係る通知を発電者または契約者に行なったときは，(ハ)にかかわらず，契約者は，発電量調整受電計画電力量の見直しを行なっていただきます。

ハ　イにより発電量調整供給契約を締結する場合において，契約者が当社または配電事業者と再生可能エネルギー電気卸供給契約を締結し，指定した再生可能エネルギー発電設備から電気を調達するときの契約者の指定する発電バランシンググループ（ロにおいて，契約者が希望される場合を除きます。）に係るインバランスリスク料は，附則５（発電量調整供給契約についての特別措置［再生可能エネルギー発電設備］）（６）ロにかかわらず，特例発電バランシンググループにおける30分ごとの発電量調整受電電力量（配電事業者の約款に定める発電量調整受電電力量を含みます。）にインバランスリスク単価を適用してえられる金額のその１月の合計（合計額が負となる場合は零といたします。）といたします。

（９）　給電指令時補給電力料金に係る特別措置

39（給電指令の実施等）（２）への場合で，みなしファーム電源（配電事業者の約款に定めるみなしファーム電源を含みます。）に対して出力の抑制を実施したときは，（４）ニ(ロ) ｄ，（５）チおよび（５）リにおいて，当該発電設備等をファーム電源として取り扱います。

(10)　その他の事項については，この約款および配電事業者の約款に準ずるものといたします。

18　Ｎ－１電制の実施についての特別措置

（１）　当社は，39（給電指令の実施等）（２）イの場合で，発電量調整供給に係る発電設備等であって当社が特定契約を締結する再生可能エネルギー発電設備に対してＮ－１電制を実施したときは，39（給電指令の実施等）（９）にかかわらず，Ｎ－１電制時調達不足電力量の調達に要した費用の実費相当額から，30分ごとのＮ－１電制時調達不足電力量に再生可能エネルギー

特別措置法施行規則第13条の３の４に定める回避可能費用単価（以下「回避可能費用単価」といいます。）に消費税等相当額を加えた金額を乗じてえた金額を差し引いた金額について，電力広域的運営推進機関が認める範囲においてＮ－１電制オペレーション費用として契約者にお支払いいたします。

（２） 当社は，39（給電指令の実施等）（２）イの場合で，発電量調整供給に係る発電設備等であって契約者または特定送配電事業者が特定契約を締結する再生可能エネルギー発電設備に対してＮ－１電制を実施したときは，39（給電指令の実施等）（９）にかかわらず，Ｎ－１電制時調達不足電力量の調達に要した費用の実費相当額に，Ｎ－１電制が実施された発電設備等を再度起動するために要した燃料費等の費用の実費およびＮ－１電制時調達不足電力量に当該特定契約に係る再生可能エネルギー特別措置法第３条第２項または第８条第１項に定める調達価格を乗じてえた金額を加えた金額から，Ｎ－１電制が実施されなかったとしたときにその発電設備等がＮ－１電制時調達不足電力量を発電または放電するのに要したであろう費用に相当する金額および30分ごとのＮ－１電制時調達不足電力量に回避可能費用単価に消費税等相当額を加えた金額を乗じてえた金額を差し引いた金額について，電力広域的運営推進機関が認める範囲においてＮ－１電制オペレーション費用として契約者または特定送配電事業者にお支払いいたします。

（３） 当社は，39（給電指令の実施等）（２）イの場合で，発電量調整供給に係る発電設備等であって再生可能エネルギー特別措置法第２条の２第１項に定める市場取引等により再生可能エネルギー電気を供給する事業に係る発電設備等に対してＮ－１電制を実施したときは，39（給電指令の実施等）（９）にかかわらず，Ｎ－１電制時調達不足電力量の調達に要した費用の実費相当額に，Ｎ－１電制が実施された発電設備等を再度起動するために要した燃料費等の費用の実費およびＮ－１電制時調達不足電力量に応じてえられる供給促進交付金の金額（再生可能エネルギー特別措置法第２条の４にもとづき算定される金額をいいます。）を加えた金額から，Ｎ－１電制が実施されなかったとしたときにその発電設備等がＮ－１電制時調達不足

電力量を発電または放電するのに要したであろう費用に相当する金額を差し引いた金額について，電力広域的運営推進機関が認める範囲においてＮ－１電制オペレーション費用として発電契約者にお支払いいたします。

19　系統連系受電サービス等についての特別措置

（１）　発電場所が，次のいずれかに該当する場合，系統連系受電課金対象電力および契約超過受電電力は，22（系統連系受電サービス）（２）ロおよびハならびに41（契約超過金）（２）ロおよびハに準じて定めます。

なお，系統連系受電課金対象電力および契約超過受電電力の算定上，次に定める比を，22（系統連系受電サービス）（２）ロおよび41（契約超過金）（２）ロに定める契約受電電力の比とみなします。

また，発電場所がイ(ハ)に該当する場合，22（系統連系受電サービス）（３）イの基本料金および22（系統連系受電サービス）（３）ハ(ハ)の系統設備効率化割引額の算定上，まったく発電または放電しない場合とは，１月においてイ(ハ)における当社が無償で受電している電気以外の電気をまったく発電または放電しない場合をいいます。

イ　発電設備が化石燃料を混焼するバイオマス発電設備以外の場合

(イ)　発電契約者と発電者との間の電力受給に関する契約および発電者と当社との間の特定契約等が締結されている場合

発電契約者と当社との間の発電量調整供給契約に定める契約受電電力と発電者と当社との間の特定契約等に係る電力受給に関する契約に定める契約受電電力の比

(ロ)　発電契約者と発電者との間の電力受給に関する契約および発電者と当社との間の一時調達契約が締結されている場合

発電契約者と当社との間の発電量調整供給契約に定める契約受電電力と発電者と当社との間の一時調達契約に係る電力受給に関する契約に定める契約受電電力の比

(ハ)　発電契約者と発電者との間の電力受給に関する契約が締結され，かつ，当該発電場所が発電量調整供給契約に属さないこととなった場合または発電者と当社との間の特定契約等が消滅した場合で，接続され

た電気を当社が無償で受電しているとき。

発電契約者と当社との間の発電量調整供給契約に定める契約受電電力と発電量調整供給契約に属さないこととなった場合の直前の当該発電量調整供給契約に定める契約受電電力または発電者と当社との間の特定契約等が消滅した場合の直前の当該契約に係る電力受給に関する契約に定める契約受電電力の比

ロ　イ(ｲ)，(ﾛ)または(ﾊ)に該当する場合で，化石燃料を混焼するバイオマス発電設備のとき。

当該バイオマス発電設備の再生可能エネルギー特別措置法施行規則第４条の２第２項第９号イに定めるバイオマス比率（以下「認定バイオマス比率」といいます。）

なお，認定バイオマス比率は，発電量調整供給契約の申込みに際して発電契約者から当社に通知していただきます。

また，認定バイオマス比率を変更する場合は，すみやかに変更後の認定バイオマス比率を発電契約者から当社に通知していただきます。

ただし，認定バイオマス比率を用いることが困難な場合は，附則５（発電量調整供給契約についての特別措置［再生可能エネルギー発電設備］）（８)イに定める当該バイオマス発電設備のバイオマス比率等を基準として，発電契約者または発電者と当社との協議によって定めた比率といたします。

（２）（１)の場合で，特定契約または一時調達契約等に係る電力受給に関する契約における金銭債務が当該契約における金銭債務の支払期日を経過してなお支払われず，当該契約を解約したときは，受電地点において同一計量する発電量調整供給に係る発電契約者または発電者からの申出がない場合であっても，系統連系受電契約は消滅するものとし，また，すべての発電契約者の発電量調整供給契約を変更していただくものといたします。

なお，この場合には，当社は，その旨を発電契約者または発電者に通知いたします。

また，発電契約者と同一の者である発電者の場合は，当該発電契約者との発電量調整供給契約は変更され，または消滅するものといたします。

（３） 発電場所における発電出力（発電設備等の定格発電出力〔太陽光発電設備の場合は，太陽電池の合計出力とパワーコンディショナーの出力のいずれか小さい方の出力とし，パワーコンディショナーを複数台設置している場合は，各系列における太陽電池の合計出力とパワーコンディショナーの出力のいずれか小さい方の出力を合計した値といたします。〕をいいます。また，複数の発電設備等を使用する発電場所の場合は，当該複数の発電設備等の定格発電出力の合計値といたします。）または同時最大受電電力が10キロワット未満（発電場所が，（１）イ(ハ)またはロ〔（１）イ(ハ)に該当する場合に限ります。〕に該当する場合は，当社が無償で受電している電気以外の電気を発電または放電している発電設備等に係る発電出力または同時最大受電電力が10キロワット未満のときといたします。）の場合の料金および必要となるその他の供給条件は，当分の間，次のとおりといたします。

イ　低圧で受電する場合で，その１月の受電地点で計量された30分ごとの発電量調整受電電力量の最大値を２倍した値が10未満のとき，または高圧もしくは特別高圧で受電する場合で，その１月の受電地点で記録型計量器により計量された30分ごとの連系電力（最小位までといたします。）の最大値が10キロワット未満のとき。

22（系統連系受電サービス）（３）に定める系統連系受電サービス料金および41（契約超過金）（２）に定める契約超過金は申し受けません。

ロ　低圧で受電する場合で，その１月の受電地点で計量された30分ごとの発電量調整受電電力量の最大値を２倍した値が10以上のとき，または高圧もしくは特別高圧で受電する場合で，その１月の受電地点で記録型計量器により計量された30分ごとの連系電力（最小位までといたします。）の最大値が10キロワット以上のとき。

(ｲ)　22（系統連系受電サービス）（２）イまたはロにおける系統連系受電課金対象電力の算定上，10キロワットを同時最大受電電力とみなします。

(ﾛ)　発電設備等に係る供給地点において電灯定額接続送電サービスが適用されている場合または発電設備等に係る供給地点のその１月の接続

送電サービス契約電力（発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は，１接続送電サービスを適用した場合のその１月の接続送電サービス契約電力といたします。）が10キロワット未満の場合は，次のとおりといたします。

ａ　41（契約超過金）（２）イ(ｲ)またはロ(ｲ)における契約超過受電電力の算定上，10キロワットを同時最大受電電力とみなします。

ｂ　41（契約超過金）（２）イ(ﾛ)またはロ(ﾛ)における契約超過受電電力の算定上，10キロワットを接続送電サービス契約電力とみなします。

（４）　契約者が特定契約を締結する再生可能エネルギー発電設備または再生可能エネルギー特別措置法第２条の２第１項に定める市場取引等により再生可能エネルギー電気を供給する事業に係る発電設備等において，イに定める適用範囲に該当する場合の料金および必要となるその他の供給条件は，当分の間，次のとおりといたします。

イ　適　用　範　囲

原則として，令和６年３月31日までに再生可能エネルギー特別措置法第９条第４項に定める認定を受け，または，再生可能エネルギー特別措置法第７条にもとづいて落札された発電設備等に適用いたします。

ロ　系統連系受電サービス料金等

22（系統連系受電サービス）（３）に定める系統連系受電サービス料金および41（契約超過金）（２）に定める契約超過金は申し受けません。

なお，発電場所において，イ以外の発電設備等（当社が特定契約を締結する再生可能エネルギー発電設備を除きます。）が混在する場合またはイの発電設備等が化石燃料を混焼するバイオマス発電設備の場合は，(ｲ)，(ﾛ)または(ﾊ)により，イ以外の部分に係る系統連系受電課金対象電力，系統連系受電サービスに係る発電量調整受電電力量または契約超過受電電力を定め，系統連系受電サービス料金および契約超過金を申し受けます。

(ｲ)　系統連系受電課金対象電力

ａ　イの発電設備等が，化石燃料を混焼するバイオマス発電設備以外

の場合

系統連系受電課金対象電力は，同時最大受電電力を発電出力等の比であん分してえた値から，発電設備等に係る供給地点のその１月の接続送電サービス契約電力（発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は，１接続送電サービスを適用した場合のその１月の接続送電サービス契約電力といたします。）を発電出力等の比であん分してえた値を差し引いた値といたします。ただし，差し引いた値が零を下回る場合の系統連系受電課金対象電力は，零といたします。

なお，あん分に必要となる発電出力は，契約者または発電契約者から当社へ通知していただきます。

b　イの発電設備等が，化石燃料を混焼するバイオマス発電設備の場合

系統連系受電課金対象電力は，同時最大受電電力を認定バイオマス比率であん分してえた値から，発電設備等に係る供給地点のその１月の接続送電サービス契約電力（発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は，１接続送電サービスを適用した場合のその１月の接続送電サービス契約電力といたします。）を認定バイオマス比率であん分してえた値を差し引いた値といたします。ただし，差し引いた値が零を下回る場合の系統連系受電課金対象電力は，零といたします。

なお，認定バイオマス比率は，発電量調整供給契約の申込みに際して契約者または発電契約者から当社に通知していただきます。

また，認定バイオマス比率を変更する場合は，すみやかに変更後の認定バイオマス比率を契約者または発電契約者から当社に通知していただきます。

ただし，認定バイオマス比率を用いることが困難な場合は，附則５（発電量調整供給契約についての特別措置［再生可能エネルギー発電設備］）（８）イに定める当該バイオマス発電設備のバイオマス比率等を基準として，契約者，発電契約者または発電者と当社との

協議によって定めた比率といたします。

(ﾛ) 発電量調整受電電力量

a イの発電設備等が，契約者が特定契約を締結する再生可能エネルギー発電設備の場合

イ以外の発電設備等に係る発電量調整受電電力量について，30（計量）（１）イただし書または附則５（発電量調整供給契約についての特別措置［再生可能エネルギー発電設備］）（７）ハもしくは（８）イに準じて算定いたします。

b イの発電設備等が，再生可能エネルギー特別措置法第２条の２第１項に定める市場取引等により再生可能エネルギー電気を供給する事業に係る発電設備等の場合

イ以外の発電設備等に係る発電量調整受電電力量について，30（計量）（１）イただし書または附則５（発電量調整供給契約についての特別措置［再生可能エネルギー発電設備］）（７）ハに準じて算定いたします。ただし，化石燃料を混焼するバイオマス発電設備の場合は，発電量調整受電電力量から発電量調整受電電力量に当該バイオマス発電設備のバイオマス比率を乗じてえた値を差し引いた値にもとづき，算定いたします。

なお，バイオマス比率は，算定後すみやかに発電契約者または発電者から当社に通知していただきます。この場合，当社は，必要に応じて，バイオマス比率の算定根拠に関する文書を発電契約者または発電者から提出していただきます。

(ﾊ) 契約超過受電電力

a イの発電設備等が，化石燃料を混焼するバイオマス発電設備以外の場合

(a) 同時最大受電電力が発電設備等に係る供給地点の接続送電サービス契約電力（発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は，１接続送電サービスを適用した場合のその１月の接続送電サービス契約電力といたします。）を上回る場合または発電設備等に係る供給地点において電灯定額接続送電

サービスが適用されている場合

契約超過受電電力は，その１月の最大連系電力等を発電出力等の比であん分してえた値から同時最大受電電力を発電出力等の比であん分してえた値を差し引いた値といたします。

(b)　同時最大受電電力が発電設備等に係る供給地点の接続送電サービス契約電力（発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は，１接続送電サービスを適用した場合のその１月の接続送電サービス契約電力といたします。）を下回る場合

契約超過受電電力は，その１月の最大連系電力等を発電出力等の比であん分してえた値から発電設備等に係る供給地点のその１月の接続送電サービス契約電力（発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は，１接続送電サービスを適用した場合のその１月の接続送電サービス契約電力といたします。）を発電出力等の比であん分してえた値を差し引いた値といたします。ただし，差し引いた値が零を下回る場合は，契約超過金を申し受けません。

b　イの発電設備等が，化石燃料を混焼するバイオマス発電設備の場合

(a)　同時最大受電電力が発電設備等に係る供給地点の接続送電サービス契約電力（発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は，１接続送電サービスを適用した場合のその１月の接続送電サービス契約電力といたします。）を上回る場合または発電設備等に係る供給地点において電灯定額接続送電サービスが適用されている場合

契約超過受電電力は，その１月の最大連系電力等を認定バイオマス比率であん分してえた値から同時最大受電電力を認定バイオマス比率であん分してえた値を差し引いた値といたします。

(b)　同時最大受電電力が発電設備等に係る供給地点の接続送電サービス契約電力（発電設備等に係る供給地点において当社が分割接

続供給を行なう場合は，１接続送電サービスを適用した場合のその１月の接続送電サービス契約電力といたします。）を下回る場合

契約超過受電電力は，その１月の最大連系電力等を認定バイオマス比率であん分してえた値から発電設備等に係る供給地点のその１月の接続送電サービス契約電力（発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は，１接続送電サービスを適用した場合のその１月の接続送電サービス契約電力といたします。）を認定バイオマス比率であん分してえた値を差し引いた値といたします。ただし，差し引いた値が零を下回る場合は，契約超過金を申し受けません。

（５） 揚水発電設備等が設置された受電地点において，揚水発電設備等により発電量調整供給に係る電気を発電または放電する場合，当該発電量調整供給に係る電気の電力量については，22（系統連系受電サービス）（３）ロに定める電力量料金を申し受けません。ただし，発電設備（当社が特定契約を締結する再生可能エネルギー発電設備を除きます。）に揚水発電設備等が併設されている場合で，発電設備が（４）イに定める適用範囲に該当しないときは，発電契約者または発電者と当社との協議によりあらかじめ定めた方法によって系統連系受電サービスに係る発電量調整受電電力量を算定し，22（系統連系受電サービス）（３）ロに定める電力量料金を申し受けます。また，発電設備（当社が特定契約を締結する再生可能エネルギー発電設備を除きます。）に揚水発電設備等が併設されている場合で，発電設備が（４）イに定める適用範囲に該当し，かつ，再生可能エネルギー特別措置法第２条の２第１項に定める市場取引等により再生可能エネルギー電気を供給する事業に係る発電設備等が設置された受電地点に係る需要場所に接続供給され揚水または蓄電された電気を当該需要場所以外の需要場所に託送供給されるために発電または放電するときは，揚水発電設備等に係る系統連系受電課金対象電力および契約超過受電電力を（４）ロ(ｲ) a および（４）ロ(ﾊ) a に準じて定め，（４）にかかわらず，22（系統連系受電サービス）（３）イに定める基本料金から22（系統連系受電サービス）（３）ハ(ﾊ)

に定める系統設備効率化割引額を差し引いた金額および41（契約超過金）（２）に定める契約超過金を申し受けます。

（６） 発電設備等に係る供給地点において最終保障供給約款または離島等供給約款にもとづく電気の需給契約（以下「当社との電気の需給契約」といいます。）を締結している場合は，次のとおりといたします。

イ 18（料金）（３）ロにおいて，当社との電気の需給契約における料金の支払義務発生日を供給側料金算定日とみなします。

ロ 22（系統連系受電サービス）（２）における系統連系受電課金対象電力または41（契約超過金）（２）における契約超過受電電力の算定上，次のとおりといたします。

(ｲ) 当社との電気の需給契約において，定額電灯または公衆街路灯Ａ（契約負荷設備の総容量が400ボルトアンペア未満の場合に限ります。）が適用されている場合を，電灯定額接続送電サービスが適用されている場合とみなします。

(ﾛ) 当社との電気の需給契約において，公衆街路灯Ａ（契約負荷設備の総容量が400ボルトアンペア以上の場合に限ります。）が適用されている場合，公衆街路灯Ａの契約負荷設備の総容量を電灯臨時定額接続送電サービスにおける契約負荷設備の総容量に準じて取り扱います。

(ﾊ) 当社との電気の需給契約における契約電力を接続送電サービス契約電力または臨時接続送電サービス契約電力とみなし，当社との電気の需給契約における契約電流を接続送電サービス契約電流または臨時接続送電サービス契約電流とみなし，当社との電気の需給契約における契約容量を接続送電サービス契約容量または臨時接続送電サービス契約容量とみなし，当社との電気の需給契約における臨時電灯Ａの契約負荷設備の総容量を電灯臨時定額接続送電サービスにおける契約負荷設備の総容量とみなします。

ハ 53（契約の廃止）（５）または55（解約等）（６）において，当社との電気の需給契約を接続供給契約とみなします。

（７） 令和６年３月31日までに接続供給に係る電気を発電または放電する発電場所で，イに定める近接性評価地域に立地している発電場所における系統

設備効率化割引単価は，別表２（系統設備効率化割引の対象変電所等）（１）に定める系統設備効率化割引の対象変電所等および系統設備効率化割引単価の見直しまでの間，ロまたはハといたします。

イ　近接性評価地域

次の地域を近接性評価地域といたします。

都または県	対象となる市区町村
東京都	東京都23区（品川区を除く），八王子市，立川市，武蔵野市，三鷹市，府中市，昭島市，調布市，町田市，小金井市，小平市，日野市，東村山市，国分寺市，国立市，福生市，狛江市，東大和市，清瀬市，東久留米市，武蔵村山市，多摩市，稲城市，羽村市，西東京市，瑞穂町
栃木県	宇都宮市，小山市，真岡市，野木町
群馬県	伊勢崎市，太田市，館林市，玉村町，明和町，千代田町，大泉町，邑楽町
茨城県	土浦市，古河市，取手市，牛久市，つくば市，ひたちなか市，守谷市，大洗町，五霞町
埼玉県	さいたま市，川越市，熊谷市，川口市，行田市，所沢市，東松山市，春日部市，狭山市，羽生市，鴻巣市，深谷市，上尾市，草加市，越谷市，蕨市，戸田市，入間市，朝霞市，志木市，和光市，新座市，桶川市，久喜市，北本市，八潮市，富士見市，三郷市，蓮田市，坂戸市，幸手市，鶴ヶ島市，日高市，吉川市，ふじみ野市，白岡市，伊奈町，三芳町，上里町，宮代町，杉戸町，松伏町
千葉県	千葉市（中央区，若葉区を除く），市川市，船橋市，松戸市，野田市，茂原市，佐倉市，習志野市，柏市，流山市，八千代市，我孫子市，鎌ヶ谷市，浦安市，四街道市，白井市
神奈川県	横浜市（鶴見区，中区，磯子区を除く），川崎市（川崎区を除く），相模原市（緑区を除く），横須賀市，平塚市，鎌倉市，藤沢市，小田原市，茅ヶ崎市，逗子市，秦野市，厚木市，大和市，伊勢原市，海老名市，座間市，南足柄市，綾瀬市，寒川町，二宮町，中井町，開成町，愛川町
山梨県	中央市，昭和町，忍野村
静岡県	沼津市，三島市，富士市，清水町，長泉町

ロ　受電電圧が標準電圧6,000ボルト以下の場合の系統設備効率化割引単価

22（系統連系受電サービス）（３）ハ(ﾛ)によって算定された系統設備効率化割引単価が，22（系統連系受電サービス）（３）ハ(ﾛ)の割引区分Ａ－２およびＢ－２を適用した場合に算定される系統設備効率化割引単価を下回る場合の系統設備効率化割引単価は，22（系統連系受電サービス）（３）ハ(ﾛ)にかかわらず，22（系統連系受電サービス）（３）ハ(ﾛ)の割引区分Ａ－２およびＢ－２を適用した場合に算定される系統設備効率

化割引単価といたします。

ハ　受電電圧が標準電圧6,000ボルトをこえる場合の系統設備効率化割引単価

22（系統連系受電サービス）（３）ハ(ﾛ)によって算定された系統設備効率化割引単価が，22（系統連系受電サービス）（３）ハ(ﾛ)の割引区分Ａ－２を適用した場合に算定される系統設備効率化割引単価を下回る場合の系統設備効率化割引単価は，22（系統連系受電サービス）（３）ハ(ﾛ)にかかわらず，22（系統連系受電サービス）（３）ハ(ﾛ)の割引区分Ａ－２を適用した場合に算定される系統設備効率化割引単価といたします。

20　災害救助法が適用された場合等の特別措置

令和７年４月１日以降に当社供給区域において災害が発生し，原則として災害発生日から１年以内に，当社供給区域内の地域が災害救助法第２条第３項に定める災害発生市町村または本部所管区域市町村の区域（以下「災害救助法適用地域」といいます。）として公示された場合，または当該災害が激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第２条第１項に定める激甚災害として指定され当社供給区域内の地域がその対象地域となった場合で，災害救助法の公示日または激甚災害の指定日が属する月から６月後の月の末日までに，当該災害により被害を受けた需要者（原則として災害救助法適用地域または激甚災害の対象地域の需要者に限ります。）の供給地点に係る託送供給について当該需要者に対して電気の供給を行なう契約者からこの特別措置の適用の申出があるとき（当社が分割接続供給を行なう供給地点においては，双方の契約者から申出がある場合に限ります。）または当該災害により被害を受けた発電者（原則として災害救助法適用地域または激甚災害の対象地域の発電者に限ります。）の受電地点に係る発電量調整供給について当該発電者もしくは当該発電量調整供給に係る発電契約者からこの特別措置の適用の申出があるときの料金および必要となるその他の供給条件は次のとおりといたします。

なお，当社は，需要者または発電者の被害状況を確認するため，必要に応じてり災証明書の提示を求める等の措置を講ずることがあります。

（１） 災害により被害を受けた需要者の供給地点に係る接続送電サービス料金，臨時接続送電サービス料金および予備送電サービス料金について，災害発生日が属する月の前月の料金（支払期日が災害発生日以降となるものに限ります。），および災害発生日が属する月からその翌々月までの料金の供給側料金算定日を，18（料金）（１）にかかわらず，それぞれ１月延期いたします。

（２） 災害により被害を受けた需要者の供給地点において，災害により被害を受けたときから引き続きまったく電気を使用しない場合には，災害発生日が属する月から６月後の月の末日までの間は，料金の算定期間ごとに次の割引を行ない料金を算定いたします。

イ 割 引 の 対 象

電灯定額接続送電サービスについては接続送電サービス料金とし，電灯臨時定額接続送電サービスおよび動力臨時定額接続送電サービスについては臨時接続送電サービス料金とし，その他については当該供給地点の接続送電サービスまたは臨時接続送電サービスの基本料金（力率割引または割増しの適用を受ける場合はその適用後の基本料金といたします。）といたします。ただし，33（料金の算定）（１）イ，ロ，ニ，ホまたはトの場合は，まったく電気を使用しない日における契約内容に応じて算定される１月の金額といたします。

ロ 割 引 率

ハに定める割引日数１日ごとに４パーセントといたします。

ハ 割 引 日 数

割引日数は，各月の料金の算定期間における，災害により被害を受けたときから引き続きまったく電気を使用しない期間の日数とし，30分ごとの接続供給電力量等にもとづき当社との協議によって定めます。

（３） 災害により被害を受けた需要者の供給地点において，災害により被害を受けたときから引き続きまったく予備送電サービスを使用しない場合には，災害発生日が属する月から６月後の月の末日までの間は，料金の算定期間ごとに（２）に準じて割引を行ない予備送電サービス料金を算定いたします。

（４） 災害により被害を受けた需要者の供給地点において，災害により被害を

受けたときから引き続きまったく電気を使用しないで，契約者が当該供給地点に係る接続供給を廃止された後，契約者が新たに当該供給地点に係る接続供給の申込みを行なった場合で，その申込みが災害発生日が属する月の６月後の月の末日までに行なわれ，かつ，その申込みが災害により被害を受けたときの当該供給地点に係る接続送電サービス契約電力等をこえないとき（分割接続供給の場合は，その申込みにもとづく１供給地点につき，１接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービス契約電力等が，災害により被害を受けたときの１供給地点につき，１接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービス契約電力等をこえないときに限ります。）は，70（供給地点への供給設備の工事費負担金）にかかわらず，その工事費負担金を申し受けません。

（５） 契約者が，災害により被害を受けた需要者の供給地点において，再建等のため，20（臨時接続送電サービス）の申込みを行なった場合で，その申込みが災害発生日が属する月の６月後の月の末日までに行なわれたときは，73（臨時工事費）にかかわらず，その臨時工事費を申し受けません。

（６） 災害により被害を受けた需要者の供給地点において，電気設備が災害のため復旧まで一時使用不能となった場合，18（料金）（１）にかかわらず，災害発生日が属する月から６月後の月の末日までの間は，その使用不能設備に相当する接続送電サービスの基本料金，臨時接続送電サービスの基本料金および予備送電サービス料金の割引を行ない料金を算定いたします。

（７） 契約者が，災害により被害を受けた需要者の供給地点において，再建等のため，引込線，計量器，その付属装置，区分装置，通信設備および電流制限器等の取付位置の変更の申込みを災害発生日が属する月の６月後の月の末日までに行なった場合で，その供給方法が災害により被害を受けたときの供給方法と同一であるときは，62（引込線の接続），63（計量器等の取付け），64（通信設備等の施設）および66（電流制限器等の取付け）にかかわらず，原則として，その初回の工事に要した実費または実費相当額を申し受けません。

（８） 災害により被害を受けた需要者の供給地点において，当社が分割接続供給を行なう場合で，（２）または（６）によって割引を行ない接続送電サービ

ス料金または臨時接続送電サービス料金を算定するときは，（９）または(10)による料金の調整を行なうために，１供給地点につき，１接続送電サービスまたは１臨時接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービス料金または臨時接続送電サービス料金を，（２）または（６）に準じて割引を行ない算定いたします。

（９） 災害により被害を受けた需要者の供給地点において，当社が分割接続供給を行ない，かつ，（２）または（６）によって割引を行ない接続送電サービス料金を算定する場合で，それぞれの契約者に係る接続送電サービス料金の合計と，（８）によって算定された１供給地点につき，１接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービス料金との間に差が生ずるときは，33（料金の算定）(10)に準じて接続送電サービス料金の調整を行ないます。

(10) 災害により被害を受けた需要者の供給地点において，当社が分割接続供給を行ない，かつ，（２）または（６）によって割引を行ない臨時接続送電サービス料金を算定する場合で，それぞれの契約者に係る臨時接続送電サービス料金の合計と，（８）によって算定された１供給地点につき，１臨時接続送電サービスを適用した場合の臨時接続送電サービス料金との間に差が生ずるときは，33（料金の算定）(11)に準じて臨時接続送電サービス料金の調整を行ないます。

(11) 災害により被害を受けた需要者の供給地点において，当社が分割接続供給を行なう場合で，（３）または（６）によって割引を行ない予備送電サービス料金を算定するときは，(12)による料金の調整を行なうために，１供給地点につき，１予備送電サービスを適用した場合の予備送電サービス料金を，（３）または（６）に準じて割引を行ない算定いたします。

(12) 災害により被害を受けた需要者の供給地点において，当社が分割接続供給を行ない，かつ，予備送電サービスをあわせて適用し，（３）または（６）によって割引を行ない予備送電サービス料金を算定する場合で，それぞれの契約者に係る予備送電サービス料金の合計と，(11)によって算定された１供給地点につき，１予備送電サービスを適用した場合の予備送電サービス料金との間に差が生ずるときは，33（料金の算定）(12)に準じて予備送電サービス料金の調整を行ないます。

(13)　災害により被害を受けた発電者の受電地点に係る系統連系受電サービス料金について，災害発生日が属する月の前月の料金（支払期日が災害発生日以降となるものに限ります。），および災害発生日が属する月からその翌々月までの料金の支払期日を，34（支払義務の発生および支払期日）にかかわらず，それぞれ１月延期いたします。

(14)　災害により被害を受けた発電者の受電地点において，災害により被害を受けたときから引き続きまったく発電または放電しない場合（他の発電量調整供給契約等と同一計量する場合等は，すべての発電量調整供給等に係る発電量調整受電電力量等が零であるときに限ります。）には，災害発生日が属する月から６月後の月の末日までの間は，料金の算定期間ごとに次の割引を行ない料金を算定いたします。

イ　割 引 の 対 象

当該受電地点の系統連系受電サービスの基本料金から系統設備効率化割引額を差し引いた金額といたします。ただし，33（料金の算定）（１）イ，ハ，ニまたはへの場合は，まったく電気を発電または放電しない日における契約内容に応じて算定される１月の金額といたします。

ロ　割　　引　　率

ハに定める割引日数１日ごとに４パーセントといたします。

ハ　割　引　日　数

割引日数は，各月の料金の算定期間における，災害により被害を受けたときから引き続きまったく電気を発電または放電しない期間の日数とし，30分ごとの発電量調整受電電力量等にもとづき当社との協議によって定めます。

(15)　災害により被害を受けた発電者の受電地点において，発電設備等が災害のため復旧まで一時運転不能となった場合，18（料金）（３）にかかわらず，災害発生日が属する月から６月後の月の末日までの間は，その運転不能設備に相当する系統連系受電サービスの基本料金の割引を行ない料金を算定いたします。

なお，この場合，その運転不能設備に相当する系統連系受電サービスの系統設備効率化割引は適用いたしません。

別　　表

別　　表

１　契約設備電力の算定

（１）　契約設備電力は，原則として，電流を制限する計量器により制限される電流，電流制限器または主開閉器の定格電流にもとづき次により算定いたします。この場合，１キロボルトアンペアを１キロワットとみなします。

イ　電流を制限する計量器による場合

$$\text{入力（ｷﾛﾎﾞﾙﾄｱﾝﾍﾟｱ）}=\text{制限される電流（ｱﾝﾍﾟｱ）}\times 100\text{ﾎﾞﾙﾄ}\times\frac{1}{1,000}$$

ロ　電流制限器による場合

$$\text{入力（ｷﾛﾎﾞﾙﾄｱﾝﾍﾟｱ）}=\text{電流制限器の定格電流（ｱﾝﾍﾟｱ）}\times 100\text{ﾎﾞﾙﾄ}\times\frac{1}{1,000}$$

ハ　主開閉器による場合

別表３（契約電力および契約容量の算定方法）に準じて算定いたします。

（２）　（１）によりがたい場合は，負荷設備の容量等を基準として定めるものといたします。

２　系統設備効率化割引の対象変電所等

（１）　系統設備効率化割引の対象変電所等

次の変電所等を系統設備効率化割引の対象変電所等といたします。

割引区分	都または県	割引対象変電所等
Ａ－１	東　京　都	上野変電所，青梅変電所，北多摩変電所，城南変電所，新宿変電所，新多摩変電所，水道橋変電所，世田谷変電所，西東京変電所，練馬変電所，東新宿変電所，墨東変電所，南多摩変電所
	埼　玉　県	新所沢変電所，新飯能変電所，豊岡変電所，中東京変電所，新座変電所，南狭山変電所
	神奈川県	荏田変電所，北相模変電所１・２・３バンク，新秦野変電所

	山　梨　県	東山梨変電所
	静　岡　県	新富士変電所
Ａ－２	東　京　都	多摩変電所
	群　馬　県	西毛変電所，新新田変電所，新榛名変電所，東毛変電所，西群馬開閉所，東群馬変電所
	埼　玉　県	上尾変電所，北熊谷変電所，北与野変電所，京北変電所，新岡部変電所，新坂戸変電所，新秩父開閉所，西越谷変電所，南川越変電所
	神奈川県	北相模変電所４・５バンク，港北変電所
	新　潟　県	信濃川変電所（東北電力ネットワーク株式会社の供給区域）
	長　野　県	新信濃変電所（中部電力パワーグリッド株式会社の供給区域）
Ａ－３	東　京　都	江東変電所
	栃　木　県	新今市開閉所，新栃木変電所
	茨　城　県	新古河変電所
	埼　玉　県	北葛飾変電所，北東京変電所
	神奈川県	中相模変電所，西横浜変電所
	福　島　県	南いわき開閉所（東北電力ネットワーク株式会社の供給区域）
Ｂ－１	東　京　都	葵町変電所，青戸変電所，青葉町変電所，青山変電所，赤坂変電所，赤羽変電所，昭島変電所，秋留変電所，浅川変電所，浅草変電所，旭町変電所，麻布変電所，小豆沢変電所，愛宕変電所，綾瀬変電所，新井宿変電所，荒木町変電所，有明町変電所，飯倉変電所，飯田橋変電所，井口変電所，伊興変電所，石川町変電所，板橋変電所，市ヶ谷変電所，一之江変電所，稲城変電所，稲荷台変電所，稲荷町変電所，犬目変電所，井之頭変電所，今川変電所，入谷町変電所，岩渕変電所，岩本町変電所，上野変電所，宇喜田変電所，浮間変電所，内幸町変電所，厩橋変電所，梅島変電所，梅田東変電所，江古田変電所，枝川町変電所，江戸橋変電所，荏原変電所，扇橋変電所，青梅変電所，青梅橋変電所，大泉変電所，大久野変電所，王子変電所，大島変電所，尾久変電所，奥戸変電所，小作変電所，押部変電所，落合変電所，お茶の水変電所，音羽変電所，小名木川変電所，尾山台変電所，貝取変電所，蠣浜変電所，梶野変電所，鍛冶橋変電所，柏町変電所，春日変電所，霞ヶ関変電所，片倉変電所，金町変電所，要町変電所，上大崎変電所，上荻変電所，加美平変電所，上高田変電所，上平井変電所，上富士変電所，上用賀変電所，亀戸変電所，茅場町変電所，河田町変電所，河原町変電所，神田変電所，神田東口変電所，菊川変電所，北綾瀬変電所，北小岩変電所，北渋谷変電所，北新宿変電所，北千住変電所，北園変電所，北戸山変電所，北野変電所，北堀切変電所，北山変電所，吉祥寺変電所，御苑前変電所，清瀬変電所，錦糸町変電所，久ヶ原変電所，九段変電所，国立変電所，久保町変電所，久米川変電所，蔵前変電所，車返変電所，久留米変

		電所，月光町変電所，小合変電所，恋ヶ窪変電所，小岩変電所，麹町変電所，庚申塚変電所，郷地変電所，小金井変電所，国分寺南変電所，小島変電所，小平変電所，五反田変電所，狛江変電所，駒沢変電所，小松川変電所，小峰変電所，小茂根変電所，金王坂変電所，境変電所，笹塚変電所，左門町変電所，沢井変電所，三番町変電所，残堀変電所，鹿浜変電所，鹿骨変電所，信濃町変電所，篠崎変電所，柴崎変電所，渋江変電所，渋谷変電所，志村変電所，下清戸変電所，下十条変電所，下沼田変電所，下丸子変電所，石神井変電所，自由ヶ丘変電所，十間川変電所，白魚橋変電所，白子変電所，新和泉町変電所，新小川町変電所，神泉町変電所，新富変電所，新橋変電所，神保町変電所，巣鴨変電所，鈴木町変電所，須田町変電所，砂川変電所，砂町変電所，隅田変電所，駿河台変電所，諏訪木変電所，成城変電所，清正公前変電所，聖蹟桜ヶ丘変電所，関町変電所，世田谷変電所，浅間町変電所，千石町変電所，千人町変電所，祖師谷変電所，外神田変電所，台町変電所，大楽寺変電所，高井戸変電所，高砂変電所，高島平変電所，高幡変電所，高幡不動変電所，鷹番変電所，高松変電所，田柄変電所，内匠変電所，竪川変電所，田無変電所，田端変電所，田町変電所，玉の井変電所，千歳変電所，千歳船橋変電所，千早変電所，調布変電所，調布ヶ丘変電所，築地変電所，月島変電所，堤方変電所，弦巻変電所，鶴巻町変電所，寺島変電所，寺田変電所，田園調布変電所，通町変電所，徳丸変電所，戸崎変電所，等々力変電所，飛田給変電所，富ヶ谷変電所，戸山変電所，豊玉変電所，仲御徒町変電所，中神変電所，中川変電所，中河原変電所，中小岩変電所，長島変電所，中台変電所，永田町変電所，中野変電所，中丸変電所，長峰変電所，中村橋変電所，並木橋変電所，西赤羽変電所，西新井変電所，西板橋変電所，西大泉変電所，西落合変電所，西蒲田変電所，西亀有変電所，西茅場変電所，西北原変電所，錦町変電所，西銀座変電所，西久保変電所，西五反田変電所，西新宿変電所，西巣鴨変電所，西台変電所，西八丁堀変電所，西舟渡変電所，日暮里変電所，二の橋変電所，貫井変電所，根ヶ布変電所，根岸変電所，練馬変電所，野方変電所，拝島変電所，白山変電所，箱根ヶ崎変電所，橋場変電所，蓮沼変電所，蓮根変電所，八王子変電所，八幡山変電所，初台変電所，花園変電所，馬場先変電所，浜町変電所，浜松町変電所，原宿変電所，晴海変電所，番衆変電所，番町変電所，東池袋変電所，東内幸町変電所，東尾久変電所，東葛西変電所，東亀有変電所，東銀座変電所，東小岩変電所，東品川変電所，東中野変電所，東村山変電所，東大和変電所，光が丘変電所，氷川変電所，一ツ橋変電所，日野変電所，日之出変電所，日比谷変電所，碑文谷変電所，平山変電所，広尾変電所，深川変電所，福神橋変電所，福住変電所，袋町変電所，布田変電所，二葉町変電所，府中変電所，福生変電所，船堀橋変電所，別所変電所，保谷変電

		所，保木間変電所，堀江変電所，堀切変電所，本蒲田変電所，本銀町変電所，本郷変電所，本所変電所，前野変電所，馬込変電所，増戸変電所，町田変電所，町屋変電所，松島変電所，松葉町変電所，松原変電所，丸の内変電所，三河島変電所，瑞穂町変電所，水元変電所，三鷹変電所，三鷹台変電所，道塚変電所，緑町変電所，南青山変電所，南池袋変電所，南泉変電所，南木挽町変電所，南鞘町変電所，南柴崎変電所，南新橋変電所，南砂町変電所，南千住変電所，南田中変電所，南中野変電所，みなみ野変電所，南浜橋変電所，南馬込変電所，明神町変電所，向島変電所，向台変電所，村山変電所，目黒変電所，目白変電所，元麻布変電所，元横山変電所，師岡変電所，矢口変電所，八坂変電所，矢崎変電所，柳島変電所，柳田変電所，谷原変電所，谷保変電所，大和町変電所，由木変電所，湯島変電所，用賀変電所，芳町変電所，六本木変電所，若葉町変電所，早稲田変電所
	茨　城　県	学園都市変電所，木有戸変電所，五霞変電所
	埼　玉　県	秋ヶ瀬変電所，朝霞変電所，旭台変電所，あずま変電所，愛宕町変電所，天沼変電所，伊奈変電所，伊原変電所，入曽変電所，入間変電所，植田谷変電所，上ノ原変電所，浦和変電所，大石変電所，大瀬変電所，大広戸変電所，大袋変電所，大宮変電所，大宮桜木変電所，大和田変電所，加倉変電所，加納変電所，上青木変電所，上吉羽変電所，亀久保変電所，川口変電所，川口芝変電所，川口戸塚変電所，川口本町変電所，川寺変電所，川西変電所，木崎変電所，岸町変電所，北足立変電所，北大宮変電所，北川口変電所，北坂戸変電所，久喜変電所，栗橋変電所，黒谷変電所，鴻巣変電所，幸松変電所，越谷変電所，越谷宮本変電所，小堤変電所，小手指変電所，さいたま新都心変電所，幸町変電所，鷺高変電所，笹目北町変電所，幸手変電所，狭山変電所，三野宮変電所，慈恩寺変電所，志木変電所，下郷変電所，下富変電所，菖蒲変電所，庄和変電所，白岡変電所，白幡変電所，新郷変電所，杉戸変電所，清門変電所，草加変電所，草加稲荷変電所，大門変電所，武里変電所，田島変電所，竹間沢変電所，所沢変電所，戸田公園変電所，豊岡変電所，中曽根変電所，並木変電所，西川越変電所，西草加変電所，西袋変電所，西堀変電所，西蕨変電所，二度栗山変電所，野火止変電所，蓮田変電所，原山変電所，東浦和変電所，東川口変電所，東北野変電所，東久喜変電所，東越谷変電所，東町変電所，東八潮変電所，膝折変電所，美女木変電所，平方変電所，深作変電所，福原変電所，ふじみ野変電所，星の宮変電所，堀の内変電所，前谷変電所，松郷変電所，松伏変電所，美笹変電所，三郷変電所，瑞穂変電所，南越谷変電所，南町変電所，南辻変電所，宮代変電所，宮戸変電所，宮前変電所，武蔵大井変電所，武蔵藤沢変電所，宗岡変電所，館橋変電所，八木崎変電所，八潮変電所，谷塚町変電所，柳瀬変電所，横曽根変電所，吉川変電所，吉野変電所，与野変電所，寄巻変電

		所，領家変電所，脇田変電所，和光変電所，鷲宮変電所，蕨変電所
	千　葉　県	茜浜変電所，我孫子変電所，市川第二変電所，浦安変電所，江戸川台変電所，大洲変電所，大谷口変電所，海神変電所，海浜変電所，柏変電所，柏井変電所，柏高田変電所，柏東口変電所，葛飾変電所，金ヶ作変電所，鎌ヶ谷変電所，北栄変電所，北三咲変電所，行徳変電所，検見川変電所，小金変電所，酒井根変電所，鷺沼変電所，作草部変電所，塩焼変電所，下貝塚変電所，菅野変電所，園生変電所，鷹の台変電所，塚田変電所，津田沼変電所，坪井変電所，出洲変電所，富塚変電所，長作変電所，長沼変電所，流山変電所，習志野変電所，西千葉変電所，西松戸変電所，根戸変電所，原木変電所，東松戸変電所，二和東変電所，船橋変電所，平和台変電所，本町変電所，舞浜変電所，幕張変電所，幕張本郷変電所，増尾変電所，松戸変電所，松飛台変電所，湊町変電所，南園生変電所，南山変電所，美浜変電所，麦丸変電所，本大久保変電所，本中山変電所，矢切変電所，八柱変電所，八幡変電所，六和変電所
	神奈川県	愛川変電所，青木町変電所，あざみ野変電所，綾瀬台変電所，生田変電所，伊勢原変電所，市ヶ尾変電所，岩戸変電所，梅田変電所，恵比須町変電所，海老名変電所，大磯変電所，大塚変電所，大沼変電所，大野変電所，大庭変電所，大谷変電所，岡田変電所，片瀬変電所，亀井野変電所，鴨志田変電所，川井変電所，木古庭変電所，北相模変電所，衣笠変電所，鵠沼変電所，久里浜変電所，高座変電所，御所見変電所，佐江戸変電所，相模大野変電所，相模台変電所，桜山変電所，座間変電所，寒川変電所，三田変電所，下沖変電所，湘南変電所，白鷺変電所，神明変電所，末広町変電所，清新変電所，瀬谷変電所，大黒ふ頭変電所，宝町変電所，武山変電所，城藤沢変電所，田村変電所，茅ヶ崎変電所，辻堂変電所，中井変電所，中津変電所，中山変電所，西鶴間変電所，西横浜変電所，根坂間変電所，長谷変電所，秦野変電所，馬入変電所，引地川変電所，ひばりが丘変電所，比々多変電所，平台変電所，平塚変電所，比留川変電所，深見変電所，二ツ橋変電所，平成町変電所，馬堀変電所，三浦変電所，三崎変電所，緑が丘変電所，宮地変電所，六会変電所，大和変電所，横須賀変電所，若松町変電所
Ｂ－２	東　京　都	阿佐ヶ谷変電所，池尻変電所，牛込変電所，宇田川変電所，梅屋敷変電所，恵比寿変電所，追分変電所，大井変電所，大岡山変電所，大崎変電所，大宮前変電所，大森変電所，荻窪変電所，柏木変電所，蒲田変電所，上北沢変電所，上通変電所，木曽変電所，糀谷変電所，桜丘変電所，鮫洲変電所，三軒茶屋変電所，芝浦変電所，下井草変電所，図師町変電所，洗足変電所，千駄ヶ谷変電所，代沢変電所，台場変電所，平町変電所，竹町変電所，角筈変電所，鶴川変電所，天空橋変電所，戸越変電所，豊島町変電

		所，成宗変電所，成瀬変電所，南海橋変電所，南郷変電所，西芝浦変電所，原町田変電所，東大崎変電所，東北沢変電所，東世田谷変電所，広町変電所，前沢変電所，南荏原変電所，森ヶ崎変電所，森野変電所，祐天寺変電所，淀橋変電所，代々木変電所，六郷変電所，和田堀変電所
	栃　木　県	宇都宮変電所，江曽島変電所，栗山変電所，宿郷変電所，砂田変電所，匠町変電所，中禅寺変電所，鶴田変電所，戸祭変電所，馬場通変電所，平石変電所，平出変電所，松ヶ峰変電所，真岡変電所，簗瀬町変電所
	群　馬　県	天川変電所，伊勢崎変電所，井野川変電所，岩神変電所，北高崎変電所，倉賀野変電所，曲輪町変電所，下和田変電所，新前橋変電所，須田貝変電所，高崎変電所，館林変電所，問屋町変電所，前橋変電所，水上変電所，宮郷変電所，宮元町変電所
	茨　城　県	牛谷変電所，大町変電所，北川辺変電所，北多賀変電所，古河変電所，下館変電所，白梅変電所，助川変電所，総和変電所，多賀変電所，高津変電所，つくば並木変電所，土浦変電所，取手変電所，中土浦変電所，根本変電所，東取手変電所，日立変電所，常陸海浜変電所，水戸変電所，南古河変電所，守谷変電所，結城変電所
	埼　玉　県	吾野変電所，今井変電所，大中居変電所，桶川変電所，柏原変電所，加須変電所，上広瀬変電所，上福岡変電所，川越変電所，北加須変電所，北本変電所，行田変電所，熊谷変電所，腰越変電所，坂戸変電所，指扇変電所，千本桜変電所，草加青柳変電所，秩父変電所，飯能変電所，東熊谷変電所，日高変電所，深谷変電所，本庄変電所，的場変電所，三ヶ尻変電所，箕田変電所，南篠崎変電所，南山田変電所，芳野台変電所
	千　葉　県	吾妻町変電所，市原変電所，犬吠変電所，うすい変電所，運河変電所，上高野変電所，鴨川変電所，黒砂変電所，五井変電所，公津東変電所，三ヶ尾変電所，潮見変電所，鹿渡変電所，志津変電所，蘇我変電所，高師変電所，千種変電所，千葉変電所，出口変電所，寺台変電所，東金変電所，富浦変電所，長浦変電所，西成田変電所，根郷変電所，野田変電所，富士見町変電所，船尾変電所，宮崎変電所，明神変電所，八千代台変電所，吉橋変電所，若松台変電所
	神奈川県	足柄変電所，厚木変電所，新玉変電所，有馬変電所，飯山変電所，石川変電所，伊勢佐木町変電所，磯子変電所，井田変電所，市沢変電所，井土ヶ谷変電所，稲荷変電所，浮島変電所，内山変電所，大船変電所，恩田変電所，貝山変電所，笠間町変電所，梶ヶ谷変電所，鹿島田変電所，加瀬変電所，神奈川変電所，金沢変電所，金子変電所，鎌倉変電所，上大岡変電所，上永谷変電所，上和田変電所，川崎変電所，川尻変電所，菊名変電所，岸根変電所，北幸変電所，北寺尾変電所，北の原変電所，久地変電所，弘明寺変電所，黒川変電所，国府津変電所，港南台変電所，強羅変

		電所，古渕変電所，小港変電所，子安変電所，境木変電所，栄町変電所，相模原変電所，桜木町変電所，桜橋変電所，笹下変電所，幸浦変電所，さちが丘変電所，塩浜変電所，品濃変電所，下野毛変電所，白根変電所，末吉変電所，菅沼変電所，杉田変電所，住吉町変電所，仙石変電所，センター北変電所，大師変電所，高田変電所，竹松変電所，多古変電所，田名変電所，多摩川変電所，丹沢湖変電所，長後変電所，長者町変電所，塚原変電所，津久井変電所，土橋変電所，綱島変電所，鶴ヶ峰変電所，鶴見変電所，戸塚変電所，富岡変電所，鳥山変電所，中島変電所，中町変電所，仲通変電所，中野島変電所，中野町変電所，中原変電所，中堀変電所，中和田変電所，生麦変電所，日進町変電所，新羽変電所，能見台変電所，登戸変電所，箱根変電所，橋本変電所，早川変電所，東扇島変電所，東方変電所，東神奈川変電所，東戸塚変電所，東橋本変電所，東山田変電所，日吉変電所，福浦変電所，藤野変電所，星川変電所，保土ヶ谷変電所，堀川変電所，堀西変電所，本牧変電所，舞岡変電所，水沢変電所，溝ノ口変電所，三ツ沢変電所，みなとみらい変電所，南吉田変電所，峰変電所，宮本変電所，御幸変電所，六浦変電所，矢部変電所，山下町変電所，山手変電所，湯河原変電所，百合ヶ丘変電所，横浜変電所，林間変電所，若宮変電所，渡田変電所
	山　梨　県	飯田町変電所，飯富変電所，上野原変電所，大津変電所，鐘ヶ淵変電所，上吉田変電所，河口湖変電所，国母変電所，駒橋変電所，幸変電所，桜町変電所，塩沢変電所，田野倉変電所，玉諸変電所，徳行変電所，富沢変電所，初狩変電所，早川第一変電所，早川第三変電所，平野変電所，富士吉田変電所，身延変電所，八代変電所，山中変電所，山梨変電所，竜王変電所
	静　岡　県	熱海変電所，厚原変電所，伊豆戸田変電所，伊東変電所，稲取変電所，今泉変電所，宇佐美変電所，大室変電所，岡宮変電所，香貫変電所，三軒家変電所，下田変電所，城内変電所，新富士変電所，堰原変電所，高島変電所，竪堀変電所，津田変電所，土肥変電所，堂庭変電所，長岡変電所，中土狩変電所，沼津変電所，初川変電所，原変電所，広小路変電所，富士変電所，間門変電所，松崎変電所，松本変電所，三島変電所，南御殿場変電所，宮島変電所，八幡野変電所，吉原変電所

なお，系統設備効率化割引の対象変電所等および系統設備効率化割引単価については，原則として令和10年４月１日に見直しを行なうものとし，当該見直し後は原則として５年ごとに見直しを行なうものといたします。

（２）　系統設備効率化割引の割引区分の適用

イ　（１）の割引区分は，10（契約の成立および契約期間）（１）により系統連系受電契約が成立したときの連系変電所等により適用いたします。

なお，連系変電所等については，原則として令和10年４月１日に見直しを行なうものとし，当該見直し後は原則として５年ごとに見直しを行なうものといたします。

ロ　（１）に定める系統設備効率化割引の対象変電所等および系統設備効率化割引単価の見直しまでの間に利用する変電所等に変更があった場合であっても，（１）に定める系統設備効率化割引の対象変電所等および系統設備効率化割引単価の見直しまでの間に適用される割引区分は継続されるものといたします。

ハ　（１）に定める系統設備効率化割引の対象変電所等および系統設備効率化割引単価の見直し後に発電量調整供給を開始した場合であっても，（１）の割引区分は，イにより適用するものといたします。ただし，適用される22（系統連系受電サービス）（３）ハ(ﾛ)の系統設備効率化割引単価は見直し後のものといたします。

ニ　令和６年４月１日以降，受電地点を新たに設定する発電場所（発電設備等を新たに使用する場合に限ります。）または同一地点で発電設備等のすべての変更を行なう発電場所について，発電量調整供給の開始または変更以降，（１）に定める系統設備効率化割引の対象変電所等および系統設備効率化割引単価の見直しを行なった場合における見直し後に適用する割引区分は，その次の（１）に定める系統設備効率化割引の対象変電所等および系統設備効率化割引単価の見直しまでの間１回に限り，次のとおりといたします。ただし，適用される22（系統連系受電サービス）（３）ハ(ﾛ)の系統設備効率化割引単価は見直し後のものといたします。

見直し前の 割引区分	見直し後の割引区分	適用される割引区分
Ａ－１	Ａ－１，Ａ－２，Ａ－３ または割引対象外	Ａ－１
Ａ－２	Ａ－１	Ａ－１
	Ａ－２，Ａ－３または 割引対象外	Ａ－２
Ａ－３	Ａ－１	Ａ－１
	Ａ－２	Ａ－２
	Ａ－３または割引対象外	Ａ－３
Ｂ－１	Ｂ－１，Ｂ－２または 割引対象外	Ｂ－１
Ｂ－２	Ｂ－１	Ｂ－１
	Ｂ－２または割引対象外	Ｂ－２

３　契約電力および契約容量の算定方法

19（接続送電サービス）（２）イ(ﾛ) ｂもしくは(ﾊ)または20（臨時接続送電サービス）（２）イ(ｲ) ｂ (b)もしくは(ﾛ) ｂの場合の契約電力または契約容量は，次により算定いたします。ただし，契約電力を算定する場合は，力率（100パーセントといたします。）を乗じます。

（１）　供給電気方式および供給電圧が交流単相２線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相３線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトの場合

$$\text{契約主開閉器の定格電流（ｱﾝﾍﾟｱ）} \times \text{電圧（ﾎﾞﾙﾄ）} \times \frac{1}{1,000}$$

なお，交流単相３線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトの場合の電圧は，200ボルトといたします。

（２）　供給電気方式および供給電圧が交流３相３線式標準電圧200ボルトの場合

$$\text{契約主開閉器の定格電流（ｱﾝﾍﾟｱ）} \times \text{電圧（ﾎﾞﾙﾄ）} \times 1.732 \times \frac{1}{1,000}$$

4　負荷設備の入力換算容量

（1）　照明用電気機器

照明用電気機器の換算容量は，次のイ，ロ，ハおよびニによります。

イ　け　い　光　灯

	換　算　容　量	
	入力（ボルトアンペア）	入力（ワット）
高力率型	管灯の定格消費電力（ワット）×150ﾊﾟｰｾﾝﾄ	管灯の定格消費電力（ワット）×125ﾊﾟｰｾﾝﾄ
低力率型	管灯の定格消費電力（ワット）×200ﾊﾟｰｾﾝﾄ	

ロ　ネ オ ン 管 灯

2次電圧（ボルト）	換　算　容　量		
	入力（ボルトアンペア）		入力（ワット）
	高力率型	低力率型	
3,000	30	80	30
6,000	60	150	60
9,000	100	220	100
12,000	140	300	140
15,000	180	350	180

ハ　スリームラインランプ

管の長さ（ミリメートル）	換　算　容　量	
	入力（ボルトアンペア）	入力（ワット）
999以下	40	40
1,149以下	60	60
1,556以下	70	70
1,759以下	80	80
2,368以下	100	100

ニ　水　　銀　　灯

出　　力 （ワット）	換　算　容　量		
	入力（ボルトアンペア）		入力（ワット）
	高力率型	低力率型	
40以下	60	130	50
60以下	80	170	70
80以下	100	190	90
100以下	150	200	130
125以下	160	290	145
200以下	250	400	230
250以下	300	500	270
300以下	350	550	325
400以下	500	750	435
700以下	800	1,200	735
1,000以下	1,200	1,750	1,005

（2）　誘 導 電 動 機

イ　単相誘導電動機

(ｲ)　出力が馬力表示の単相誘導電動機の換算容量（入力〔キロワット〕）は，換算率100.0パーセントを乗じたものといたします。

(ﾛ)　出力がワット表示のものは，次のとおりといたします。

出　　力 （ワット）	換　算　容　量		
	入力（ボルトアンペア）		入力（ワット）
	高力率型	低力率型	
35以下	―	160	出力（ﾜｯﾄ）× 133.0ﾊﾟｰｾﾝﾄ
45以下	―	180	
65以下	―	230	
100以下	250	350	
200以下	400	550	
400以下	600	850	
550以下	900	1,200	
750以下	1,000	1,400	

ロ　３相誘導電動機

換　算　容　量（入力〔キロワット〕）
出力（馬力）　　× 93.3パーセント
出力（キロワット）　　×125.0パーセント

（３）　レントゲン装置

レントゲン装置の換算容量は，次によります。

なお，レントゲン装置が２以上の装置種別を兼ねる場合は，いずれか大きい換算容量といたします。

装置種別（携帯型および移動型を含みます。）	最高定格管電圧（キロボルトピーク）	管電流（短時間定格電流）（ミリアンペア）	換算容量（入力）（キロボルトアンペア）
治療用装置			定格1次最大入力（キロボルトアンペア）の値といたします。
診察用装置	95キロボルトピーク以下	20ミリアンペア以下	1
		20ミリアンペア超過30ミリアンペア以下	1.5
		30ミリアンペア超過50ミリアンペア以下	2
		50ミリアンペア超過100ミリアンペア以下	3
		100ミリアンペア超過200ミリアンペア以下	4
		200ミリアンペア超過300ミリアンペア以下	5
		300ミリアンペア超過500ミリアンペア以下	7.5
		500ミリアンペア超過1,000ミリアンペア以下	10
	95キロボルトピーク超過100キロボルトピーク以下	200ミリアンペア以下	5
		200ミリアンペア超過300ミリアンペア以下	6
		300ミリアンペア超過500ミリアンペア以下	8
		500ミリアンペア超過1,000ミリアンペア以下	13.5
	100キロボルトピーク超過125キロボルトピーク以下	500ミリアンペア以下	9.5
		500ミリアンペア超過1,000ミリアンペア以下	16
	125キロボルトピーク超過150キロボルトピーク以下	500ミリアンペア以下	11
		500ミリアンペア超過1,000ミリアンペア以下	19.5
蓄電器放電式診察用装置	コンデンサ容量0.75マイクロファラッド以下		1
	0.75マイクロファラッド超過1.5マイクロファラッド以下		2
	1.5マイクロファラッド超過3マイクロファラッド以下		3

（４） 電 気 溶 接 機

電気溶接機の換算容量は，次の算式によって算定された値といたします。

イ　日本産業規格に適合した機器（コンデンサ内蔵型を除きます。）の場合

入力（キロワット）＝最大定格１次入力（キロボルトアンペア）×70パーセント

ロ　イ以外の場合

入力（キロワット）＝実測した１次入力（キロボルトアンペア）×70パーセント

（５） そ　の　他

イ　（１），（２），（３）および（４）によることが不適当と認められる電気機器の換算容量（入力）は，実測した値を基準として契約者と当社との協議によって定めます。ただし，特別の事情がある場合は，定格消費電力を換算容量（入力）とすることがあります。

ロ　動力と一体をなし，かつ，動力を使用するために直接必要であって欠くことができない表示灯は，動力とあわせて１契約負荷設備として契約負荷設備の容量（入力）を算定いたします。

ハ　予備設備であることが明らかな電気機器については，契約負荷設備の容量の算定の対象といたしません。

５　平均力率の算定

（１） 平均力率は，次の算式によって算定された値といたします。ただし，有効電力量の値が零となる場合の平均力率は，85パーセントとみなします。

$$\text{平均力率（パーセント）} = \frac{\text{有効電力量}}{\sqrt{(\text{有効電力量})^2 + (\text{無効電力量})^2}} \times 100$$

（２） 有効電力量および無効電力量の計量については，30（計量）に準ずるも

のといたします。ただし，有効電力量または無効電力量は，30（計量）にかかわらず，当分の間，やむをえない場合には，受電電圧および供給電圧と異なった電圧で計量いたします。この場合，有効電力量または無効電力量は，計量された有効電力量または無効電力量を，受電電圧および供給電圧と同位にするために原則として３パーセントの計量損失率によって修正したものといたします。

６　契約負荷設備の総容量の算定

（１）　差込口の数と電気機器の数が異なる場合は，次によって算定された値にもとづき，契約負荷設備の総容量を算定いたします。

イ　電気機器の数が差込口の数を上回る場合

差込口の数に応じた電気機器の総容量（入力）といたします。この場合，最大の入力の電気機器から順次対象といたします。

ロ　電気機器の数が差込口の数を下回る場合

電気機器の総容量（入力）に電気機器の数を上回る差込口の数に応じて次によって算定した値を加えたものといたします。

(ｲ)　住宅，アパート，寮，病院，学校および寺院

１差込口につき　50ボルトアンペア

(ﾛ)　(ｲ)以外の場合

１差込口につき　100ボルトアンペア

（２）　契約負荷設備の容量を確認できない場合は，同一業種の１回路当たりの平均負荷設備容量にもとづき，契約負荷設備の総容量（入力）を算定いたします。

７　発電量調整受電計画電力量，接続対象計画電力量および需要抑制量調整受電計画電力量に関する取扱い

（１）　発電量調整受電計画電力量の取扱い

発電量調整受電計画電力量は，原則として，別表10（発電計画・調達計画・販売計画）に定める当日計画の通知の期限における発電計画といたします。

ただし，発電契約者が通知した販売計画または調達計画が不適当と認められる場合には，当該計画は次に定める値とみなします。

イ　発電契約者が通知した販売計画または調達計画のうち，卸電力取引所への販売分または卸電力取引所からの調達分が卸電力取引所における約定結果と一致しない場合

卸電力取引所における約定結果の値（卸電力取引市場における市場約定後において，電力広域的運営推進機関より約定結果の値の変更に係る通知を受けた場合は，通知を受けた変更後の値といたします。また，約定がない場合は零とみなします。）

ロ　発電契約者が通知した販売計画または調達計画のうち，イ以外の分が取引相手の対応する計画と一致しない場合

発電契約者の販売計画または調達計画と取引相手の対応する計画とのうちいずれか小さい値（取引相手の対応する計画がない場合は零とみなします。）

なお，当日計画の通知の期限において発電契約者が通知した発電計画と調達計画の合計値が販売計画と一致しない場合，販売計画から調達計画を差し引いた値を当日計画の通知の期限における発電計画とみなします（以下「みなし発電計画」といいます。）。

この場合の発電バランシンググループごとの発電計画は，30分ごとに次の算式によりえられた値とみなします。

$$\text{発電バランシンググループごとの発電計画} = \text{みなし発電計画の値} \times \frac{\text{当日計画の通知の期限における発電バランシンググループごとの発電計画の値}}{\text{当日計画の通知の期限における発電計画の値}}$$

（２）　接続対象計画電力量の取扱い

接続対象計画電力量は，原則として，別表９（需要計画・調達計画・販売計画）に定める当日計画の通知の期限における需要想定値といたします。

ただし，契約者が通知した調達計画または販売計画が不適当と認められる場合には，当該計画は次に定める値とみなします。

イ　契約者が通知した調達計画または販売計画のうち，卸電力取引所への販売分または卸電力取引所からの調達分が卸電力取引所における約定結果と一致しない場合

卸電力取引所における約定結果の値（卸電力取引市場における市場約定後において，電力広域的運営推進機関より約定結果の値の変更に係る通知を受けた場合は，通知を受けた変更後の値といたします。また，約定がない場合は零とみなします。）

ロ　契約者が通知した調達計画または販売計画のうち，イ以外の分が取引相手の対応する計画と一致しない場合

契約者の調達計画または販売計画と取引相手の対応する計画とのうちいずれか小さい値（取引相手の対応する計画がない場合は零とみなします。）

なお，当日計画の通知の期限において契約者が通知した需要想定値と需要想定値に対する取引計画が一致しない場合，調達計画から販売計画を差し引いた値を当日計画の通知の期限における需要想定値とみなします。

（３）　需要抑制量調整受電計画電力量の取扱い

イ　需要抑制量調整受電計画電力量は，原則として，別表11（需要抑制計画・調達計画・販売計画・ベースライン）に定める当日計画の通知の期限における需要抑制計画といたします。

ただし，需要抑制契約者が通知した調達計画または販売計画が不適当と認められる場合には，当該計画は次に定める値とみなします。

(ｲ)　需要抑制契約者が通知した調達計画または販売計画のうち，卸電力取引所への販売分または卸電力取引所からの調達分が卸電力取引所における約定結果と一致しない場合

卸電力取引所における約定結果の値（卸電力取引市場における市場約定後において，電力広域的運営推進機関より約定結果の値の変更に係る通知を受けた場合は，通知を受けた変更後の値といたします。また，約定がない場合は零とみなします。）

(ﾛ)　需要抑制契約者が通知した調達計画または販売計画のうち，(ｲ)以外の分が取引相手の対応する計画と一致しない場合

需要抑制契約者の調達計画または販売計画と取引相手の対応する計画とのうちいずれか小さい値（取引相手の対応する計画がない場合は零とみなします。）

ロ　需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量または需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量の算定上，次の(ｲ)または(ﾛ)に該当する場合は，次に定める値を需要抑制計画とみなします（以下「みなし需要抑制計画」といいます。）。この場合，みなし需要抑制計画が負となるときの31（電力および電力量の算定）(14)イ(ﾛ)および(ﾊ)の需要抑制量調整受電計画電力量は，当日計画の通知の期限における需要抑制計画といたします。

なお，需要抑制契約者が複数の需要抑制バランシンググループを設定される場合の需要抑制バランシンググループごとのみなし需要抑制計画は，30分ごとに次の算式によりえられた値といたします。

需要抑制バランシンググループごとのみなし需要抑制計画

$$= \text{みなし需要抑制計画の値} \times \frac{\text{当日計画の通知の期限における需要抑制バランシンググループごとの需要抑制計画の値}}{\text{当日計画の通知の期限における需要抑制計画の合計値}}$$

(ｲ)　需要抑制契約者が通知した販売計画（イにより変更した場合は変更後の値といたします。）が調達計画（イにより変更した場合は変更後の値といたします。）を上回った場合

販売計画と調達計画の差を需要抑制計画の合計値に加えた値

(ﾛ)　需要抑制契約者が通知した販売計画（イにより変更した場合は変更後の値といたします。）が調達計画（イにより変更した場合は変更後の値といたします。）を下回った場合

販売計画と調達計画の差を需要抑制計画の合計値から減じた値

8　電力量の協定

電力量を協議によって定める場合の基準は，原則として次によります。

（１） 定額制供給の場合の接続供給電力量

イ　接続供給電力量の算定式

その１月の接続供給電力量は，接続送電サービスまたは臨時接続送電サービスに応じて次により算定いたします。ただし，33（料金の算定）（１）イ，ロ，ニまたはホの場合は，接続送電サービスまたは臨時接続送電サービスに応じて次により算定した値を当月の料金の算定期間の日数で除し，協定の対象となる期間（以下「協定期間」といいます。）の日数を乗じた値といたします。

電灯定額接続送電サービス	電灯である契約負荷設備	10ワットまでの１灯につき	10ﾜｯﾄ×ロに定める月別使用時間
		10ワットをこえ20ワットまでの１灯につき	20ﾜｯﾄ×ロに定める月別使用時間
		20ワットをこえ40ワットまでの１灯につき	40ﾜｯﾄ×ロに定める月別使用時間
		40ワットをこえ60ワットまでの１灯につき	60ﾜｯﾄ×ロに定める月別使用時間
		60ワットをこえ100ワットまでの１灯につき	100ﾜｯﾄ×ロに定める月別使用時間
		100ワットをこえる１灯につき100ワットまでごとに	100ﾜｯﾄ×ロに定める月別使用時間
	小型機器である契約負荷設備１機器につき		20ｷﾛﾜｯﾄ時
電灯臨時定額接続送電サービス			契約灯個数×40ｷﾛﾜｯﾄ時
動力臨時定額接続送電サービス			契約電力×200時間

ロ　月別使用時間

月別使用時間は，計算月ごとに下表のとおりといたします。

計算月	１月	２月	３月	４月	５月	６月
月別使用時間	472	469	401	410	362	342
計算月	７月	８月	９月	10月	11月	12月
月別使用時間	312	326	348	368	416	435

ただし，閏年となる場合における３月の月別使用時間は，上表にかかわらず，415時間といたします。

（２） 従量制供給の場合の接続供給電力量

イ　過去の接続供給電力量による場合

次のいずれかによって算定いたします。ただし，協定期間または過去の電力量が計量された料金の算定期間に契約電力，契約電流または契約容量の変更があった場合は，料金の計算上区分すべき期間の日数に契約電力，契約電流または契約容量を乗じた値の比率を勘案して算定いたします。

(ｲ)　前月または前年同月の接続供給電力量による場合

$$\frac{\text{前月または前年同月の接続供給電力量}}{\text{前月または前年同月の料金の算定期間の日数}} \times \text{協定期間の日数}$$

(ﾛ)　前３月間の接続供給電力量による場合

$$\frac{\text{前３月間の接続供給電力量}}{\text{前３月間の料金の算定期間の日数}} \times \text{協定期間の日数}$$

ロ　使用された負荷設備の容量と使用時間による場合

使用された負荷設備の容量（入力）にそれぞれの使用時間を乗じてえた値を合計した値といたします。

ハ　取替後の計量器によって計量された期間の日数が10日以上である場合で，取替後の計量器によって計量された接続供給電力量によるとき。

$$\frac{\text{取替後の計量器によって計量された接続供給電力量}}{\text{取替後の計量器によって計量された期間の日数}} \times \text{協定期間の日数}$$

ニ　参考のために取り付けた計量器の計量による場合

参考のために取り付けた計量器によって計量された接続供給電力量といたします。

なお，この場合の計量器の取付けは，63（計量器等の取付け）に準ずるものといたします。

ホ　公差をこえる誤差により修正する場合

$$\frac{\text{計量電力量}}{\text{100パーセント＋（±誤差率）}}$$

なお，公差をこえる誤差の発生時期が確認できない場合は，次の月以降の接続供給電力量を対象として協定いたします。

(ｲ) 契約者の申出により測定したときは，申出の日の属する月

(ﾛ) 当社が発見して測定したときは，発見の日の属する月

（３） （１）または（２）によって接続供給電力量を定める場合，協定期間の30分ごとの接続供給電力量は，協定期間の接続供給電力量を協定期間における30分ごとの接続供給電力量として均等に配分してえられる値といたします。

ただし，（２）によって接続供給電力量を定める場合で，協定期間の接続供給電力量を計量器の時間帯区分ごとに定めるときは，協定期間における各時間帯区分ごとの接続供給電力量をそれぞれの時間帯区分の30分ごとの接続供給電力量として均等に配分してえられる値といたします。

（４） 発電量調整受電電力量の協定については，（２）および（３）に準ずるものといたします。

９　需要計画・調達計画・販売計画

需要計画・調達計画・販売計画の通知の期限および通知の内容は次のとおりといたします。

<table>
<tr><td colspan="2">対　象　期　間</td><td>年間計画
（第１年度，
第２年度）</td><td>月間計画
（翌月，
翌々月）</td><td>週間計画
（翌週，
翌々週）</td><td>翌々日
計画</td><td>翌日計画</td><td>当日計画</td></tr>
<tr><td colspan="2">通　知　の　期　限</td><td>毎年
10月31日</td><td>毎月１日</td><td>毎週
水曜日
午前10時</td><td>毎日
午前
10時</td><td>毎日
午前12時</td><td>30分ごとの実需給の開始時刻の１時間前</td></tr>
<tr><td rowspan="3">通知の内容</td><td>需要想定値</td><td>各月の平日および休日の接続対象電力の最大値および最小値</td><td>各週の平日および休日の接続対象電力の最大値および最小値</td><td>電力広域的運営推進機関が指定する時刻の日ごとの接続対象電力</td><td colspan="3">30分ごとの接続対象電力量</td></tr>
<tr><td>需要想定値に対する調達計画・販売計画</td><td>各月の平日および休日の接続対象電力の最大値および最小値に対する発電契約者，契約者または需要抑制契約者ごとの調達分および販売分の計画値</td><td>各週の平日および休日の接続対象電力の最大値および最小値に対する発電契約者，契約者または需要抑制契約者ごとの調達分および販売分の計画値</td><td>電力広域的運営推進機関が指定する時刻の日ごとの接続対象電力に対する発電契約者，契約者または需要抑制契約者ごとの調達分および販売分の計画値</td><td colspan="3">30分ごとの接続対象電力量に対する発電契約者，契約者または需要抑制契約者ごとの調達分および販売分の計画値</td></tr>
<tr><td colspan="3">供給力未調達分の計画値
（自己等への電気の供給を行なう場合を除きます。）</td><td colspan="3">―</td></tr>
</table>

（注１）需要計画・調達計画・販売計画は，当社所定の様式により提出していただきます。

（注２）年度とは，４月１日から翌年の３月31日までの期間といたします。

（注３）当社が供給区域の詳細な需給状況を把握する必要がある場合は，

より詳細な断面を提出していただく場合があります。

（注４）週間計画以前において，連系線の利用に係る調達計画および販売計画がある場合には，当該利用に係る調達分ごとの計画値および当該利用に係る販売分ごとの計画値を提出していただきます。

10　発電計画・調達計画・販売計画

発電計画・調達計画・販売計画の通知の期限および通知の内容は次のとおりといたします。

<table>
<tr><td colspan="2">対　象　期　間</td><td>年間計画
（第１年度，
第２年度）</td><td>月間計画
（翌月，
翌々月）</td><td>週間計画
（翌週，
翌々週）</td><td>翌々日
計画</td><td>翌日計画</td><td>当日計画</td></tr>
<tr><td colspan="2">通　知　の　期　限</td><td>毎年
10月31日</td><td>毎月１日</td><td>毎週
水曜日
午前10時</td><td>毎日
午前
10時</td><td>毎日
午前12時</td><td>原則として30分ごとの実需給の開始時刻の１時間前</td></tr>
<tr><td rowspan="4">通知の内容</td><td>発電計画</td><td>各月の平日および休日の発電量調整受電電力の最大値および最小値</td><td>各週の平日および休日の発電量調整受電電力の最大値および最小値</td><td>電力広域的運営推進機関が指定する時刻の日ごとの発電量調整受電電力</td><td colspan="3">30分ごとの発電量調整受電電力量</td></tr>
<tr><td>調達計画・販売計画</td><td>各月の平日および休日の発電量調整受電電力の最大値および最小値に対する契約者，発電契約者または需要抑制契約者ごとの調達分および販売分の計画値</td><td>各週の平日および休日の発電量調整受電電力の最大値および最小値に対する契約者，発電契約者または需要抑制契約者ごとの調達分および販売分の計画値</td><td>電力広域的運営推進機関が指定する時刻の日ごとの発電量調整受電電力に対する契約者，発電契約者または需要抑制契約者ごとの調達分および販売分の計画値</td><td colspan="3">30分ごとの発電量調整受電電力量に対する契約者，発電契約者または需要抑制契約者ごとの調達分および販売分の計画値</td></tr>
<tr><td rowspan="2">発電設備等の停止計画</td><td colspan="2">作業の開始日時，作業の終了日時，停止内容，その他必要な項目</td><td>―</td><td colspan="3">―</td></tr>
<tr><td>―</td><td>―</td><td colspan="3">計画外作業
計画作業の変更分</td></tr>
</table>

（注１）発電計画・調達計画・販売計画は，当社所定の様式により提出し

ていただきます。

（注２）年度とは，４月１日から翌年の３月31日までの期間といたします。

（注３）当社が系統運用上必要な場合および料金の算定上必要な場合は，発電場所別の発電計画もあわせて提出していただきます。

（注４）計画外作業および計画作業の変更分については，発生のつど，すみやかに提出していただきます。

（注５）当社が供給区域の詳細な需給状況を把握する必要がある場合は，より詳細な断面を提出していただく場合があります。

（注６）週間計画以前において，連系線の利用に係る調達計画および販売計画がある場合には，当該利用に係る調達分ごとの計画値および当該利用に係る販売分ごとの計画値を提出していただきます。

11　需要抑制計画・調達計画・販売計画・ベースライン

需要抑制計画・調達計画・販売計画・ベースラインの通知の期限および通知の内容は次のとおりといたします。

対象期間		年間計画（第１年度，第２年度）	月間計画（翌月，翌々月）	週間計画（翌週，翌々週）	翌々日計画	翌日計画	当日計画
通知の期限		毎年10月31日	毎月１日	毎週水曜日午前10時	毎日午前10時	毎日午前12時	30分ごとの実需給の開始時刻の１時間前
通知の内容	需要抑制計画	各月の平日および休日の需要抑制量調整受電電力の最大値および最小値	各週の平日および休日の需要抑制量調整受電電力の最大値および最小値	電力広域的運営推進機関が指定する時刻の日ごとの需要抑制量調整受電電力	30分ごとの需要抑制量調整受電電力量		
	調達計画・販売計画	各月の平日および休日の需要抑制量調整受電電力の最大値および最小値に対する契約者，発電契約者または需要抑制契約者ごとの調達分および販売分の計画値	各週の平日および休日の需要抑制量調整受電電力の最大値および最小値に対する契約者，発電契約者または需要抑制契約者ごとの調達分および販売分の計画値	電力広域的運営推進機関が指定する時刻の日ごとの需要抑制量調整受電電力に対する契約者，発電契約者または需要抑制契約者ごとの調達分および販売分の計画値	30分ごとの需要抑制量調整受電電力量に対する契約者，発電契約者または需要抑制契約者ごとの調達分および販売分の計画値		
	ベースライン	―	―	―	―	―	30分ごとの値

（注１）需要抑制計画・調達計画・販売計画・ベースラインは，当社所定の様式により提出していただきます。

（注２）年度とは，４月１日から翌年の３月31日までの期間といたします。

（注３）当社が供給区域の詳細な需給状況を把握する必要がある場合は，より詳細な断面を提出していただく場合があります。

（注４）週間計画以前において，連系線の利用に係る調達計画および販売計画がある場合には，当該利用に係る調達分ごとの計画値および当該利用に係る販売分ごとの計画値を提出していただきます。

12　進相用コンデンサ取付容量基準

進相用コンデンサの容量は，次のとおりといたします。

（１）　照明用電気機器

イ　け　い　光　灯

進相用コンデンサをけい光灯に内蔵する場合の進相用コンデンサ取付容量は，次によります。

使用電圧（ボルト）	管灯の定格消費電力（ワット）	コンデンサ取付容量（マイクロファラッド）
100	10 15 20 30 40 60 80 100	4.5 5.5 9 11 17 21 30 36
200	40 60 80 100	4.5 5.5 7 9

ロ　ネオン管灯（標準周波数50ヘルツの場合といたします。）

２次電圧（ボルト）	コンデンサ取付容量（マイクロファラッド）
3,000 6,000 9,000 12,000 15,000	30 50 75 100 150

ハ　水銀灯（標準周波数50ヘルツおよび60ヘルツの場合といたします。）

出力（ワット）	コンデンサ取付容量（マイクロファラッド）	
	100ボルト	200ボルト
50以下	30	7
100以下	50	9
250以下	75	15
300以下	100	20
400以下	150	30
700以下	250	50
1,000以下	300	75

（2） 誘 導 電 動 機

イ　個々にコンデンサを取り付ける場合

(ｲ)　単相誘導電動機

電動機定格出力（キロワット）		0.1	0.2	0.25	0.4	0.55	0.75	1.1
コンデンサ取付容量（マイクロファラッド）	使用電圧100ﾎﾞﾙﾄ	50	75	75	75	100	100	100
	使用電圧200ﾎﾞﾙﾄ	20	20	30	30	40	40	50

(ﾛ)　３相誘導電動機（使用電圧200ボルトの場合といたします。）

a　トップランナーモータの基準を満たす電動機

電動機定格出力	馬力		1/4	1/2	1	2	3	5	7.5	10	15	20	25	30	40	50
	ｷﾛﾜｯﾄ		0.2	0.4	0.75	1.5	2.2	3.7	5.5	7.5	11	15	18.5	22	30	37
コンデンサ取付容量（マイクロファラッド）	2極	50ﾍﾙﾂ	－	－	30	40	50	75	100	150	200	250	300	300	500	600
		60ﾍﾙﾂ	－	－	20	30	40	50	75	100	150	150	200	250	300	400
	4極	50ﾍﾙﾂ	－	－	40	75	100	150	200	250	300	400	500	800	900	1,200
		60ﾍﾙﾂ	－	－	30	40	50	75	100	150	200	250	300	400	500	700
	6極	50ﾍﾙﾂ	－	－	50	100	100	150	300	300	500	500	700	800	1,200	1,300
		60ﾍﾙﾂ	－	－	30	50	75	100	150	200	300	300	400	400	500	750

b　その他の電動機

電動機定格出力	馬力	1/4	1/2	1	2	3	5	7.5	10	15	20	25	30	40	50
	ｷﾛﾜｯﾄ	0.2	0.4	0.75	1.5	2.2	3.7	5.5	7.5	11	15	18.5	22	30	37
コンデンサ取付容量（マイクロファラッド）	50ﾍﾙﾂ	15	20	30	40	50	75	100	150	200	250	300	400	500	600
	60ﾍﾙﾂ	10	15	20	30	40	50	75	100	150	200	250	300	400	500

ロ　一括してコンデンサを取り付ける場合

やむをえない事情によって２以上の電動機に対して一括してコンデンサを取り付ける場合のコンデンサの容量は，各電動機の定格出力に対応するイに定めるコンデンサの容量の合計といたします。

（３） 電気溶接機（使用電圧200ボルトの場合といたします。）

イ　交流アーク溶接機

溶接機最大入力（キロボルトアンペア）	3以上	5以上	7.5以上	10以上	15以上	20以上	25以上	30以上	35以上	40以上	45以上50未満
コンデンサ取付容量（マイクロファラッド）	100	150	200	250	300	400	500	600	700	800	900

ロ　交流抵抗溶接機

イの容量の50パーセントといたします。

（４） そ　の　他

（１），（２）および（３）によることが不適当と認められる電気機器については，機器の特性に応じて契約者と当社との協議によって定めます。

13 標 準 設 計

（１） 高圧および低圧電線路

イ　電圧降下の許容限度

高圧および低圧の電線路における電圧降下の許容限度は，次のとおりといたします。

なお，この場合の電線路は，受電地点または供給地点から受電地点または供給地点に最も近い発電所，変電所または供給用変圧器の引出口までといたします。

公称電圧 / 区域	高圧		低圧	
	3,300ボルト	6,600ボルト	100ボルト	200ボルト
市街地		300ボルト	６ボルト	20ボルト
その他	150ボルト	600ボルト	６ボルト	20ボルト

ロ　電線路の経路

高圧および低圧の電線路の経路は，技術上支障のない範囲で電線路が

最も経済的に施設できるよう選定いたします。

ハ　電線路の種類

高圧および低圧の電線路の種類は，架空電線路といたします。ただし，架空電線路の施設が法令上認められない場合，または技術上，経済上もしくは地域的な事情により著しく困難な場合には，その他の方法によります。

ニ　架空電線路

(ｲ)　電線路の施設方法

ａ　高圧および低圧の電線路は，単独の電線路の新設，他の電線路との併架，電線の張替または負荷の分割のうち，技術上支障のない範囲で最も経済的な方法により施設いたします。

ｂ　高圧の電線路を単独で施設する場合は，原則として１回線といたします。

(ﾛ)　支持物の種類

高圧および低圧の電線路の支持物は，原則として分割式複合柱といたします。ただし，当社が技術上，経済上適当と認めた場合には，鉄筋コンクリート柱，鉄筋コンクリート鋼管複合柱，鋼管柱，木柱等といたします。

(ﾊ)　径間

高圧および低圧の電線路の径間は，原則として次によります。

施設地域	径間
市街地	30メートル
その他	40メートル

(ﾆ)　支持物の長さ

高圧および低圧の電線路の支持物の長さは，次によります。ただし，根入れ，電線の弛度，装柱等の施設場所の状況から，この長さ以外のものを使用することがあります。

装柱＼施設地域	市街地	その他
高圧	15メートル	15メートル
高低圧併架	15メートル	15メートル
低圧	11メートル	11メートル
低圧引込	6.9メートル	6.9メートル

(ホ) がいしの種類

高圧および低圧の電線路で使用するがいしは，次によります。

電圧＼使用箇所		引通箇所	引留箇所
高圧		高圧中実がいし 高圧クランプがいし 高圧ピンがいし	高圧耐張がいし 高圧中実耐張がいし
低圧	本線	低圧ピンがいし 低圧引留がいし	低圧引留がいし
	引込線	低圧引留がいし，多溝がいし，平形がいし，分割ねじ込みがいし（普通，長足）	

(ヘ) 装柱

高圧電線路および電力用低圧電線路については，水平配列による装柱とし，電灯用低圧電線路については，垂直配列による装柱といたします。ただし，他の電気工作物，樹木等との離隔距離を確保するため，または消防活動の円滑化等地域の事情により，D型装柱，スペーサー装柱，架空ケーブル装柱等の特殊な装柱とすることがあります。

(ト) 付属材料の種類

a　高圧電線路および電力用低圧電線路を水平配列とする場合は，軽腕金を施設いたします。

b　支柱，支線柱は，技術上適当と認められる分割式複合柱等といたします。

c　変圧器の１次側に使用する開閉器は，高圧カットアウトといたします。

d　高圧の電線路を保守するため，電線路の分岐箇所その他必要な箇所に，自動式または手動式の高圧負荷開閉器を施設いたします。

(ﾁ)　電線の種類および太さ

a　高圧および低圧の電線は，導体が銅線，アルミ線もしくは鋼心アルミより線の絶縁電線または架空ケーブルといたします。

b　電線の太さは，許容電流，電圧降下，短絡容量，機械的強度等に応じて次の中から選定いたします。

電線の種類 / 電　圧		銅線	アルミ線	ケーブル
高圧			公称断面積32平方ミリメートル以上	公称断面積38平方ミリメートル以上
低圧	本線		公称断面積32平方ミリメートル以上	公称断面積38平方ミリメートル以上
	引込線	直径2.6ミリメートル以上	公称断面積120平方ミリメートル以上	直径2.0ミリメートル以上

c　電線の許容電流は，次によります。

（単位：アンペア）

種別＼太さ		単線（ミリメートル）			より線（平方ミリメートル）											
		2.0	2.6	3.2	5.5	8	14	22	32	38	60	100	120	150	200	240
高圧絶縁電線	鋼心アルミより線（ACSR-OE線）								132				288			
	硬アルミ線（HAL-OC線）															530
高圧架空ケーブル（CVT-SS，HCVT-SS）	トリプレックス型自己支持形高圧架橋ポリエチレン絶縁ビニルシースケーブル									155		275			475	
縁廻し用電線	銅線（IJP）											345		450	545	
高圧引下用電線（PDC線）					72											
低圧絶縁電線	鋼心アルミより線（ACSR-OE線）								132				288			
	硬アルミ線（HAL-OC線）															530
600ボルトビニル絶縁電線（IV線）			48			61		115		162						
低圧架空ケーブル（SHVVQ-SS）	クオーレックス型自己支持形特殊耐熱ビニル絶縁ビニルシースケーブル（150平方ミリメートル×2＋100平方ミリメートル×2）											270		340		
ビニル絶縁ケーブル（SVケーブル）	2心（2SV）	27	39			51	70			138	188	259				
	3心（3SV）		34			45	65	86		121	165	217		286		
引込用ビニル絶縁電線（DV線）	2個より（2DV）		38	50			70			130						
	3個より（3DV）		34	44			62	80		113	152					
600ボルト架橋ポリエチレン絶縁ケーブル（CVケーブル）	2個より（2CV）					70	100	130		185	245	335		440		
	3個より（3CV）					68	94	120		170	230	315		415		

（注）電線およびケーブルの許容電流は，日本電線工業会規格に準じた算定方法に施設条件を考慮して算出してあります。

(リ)　柱上変圧器の容量

柱上変圧器の容量は，技術上，経済上適当と認められるものを次の中から選定いたします。

容　　量（キロボルトアンペア）
10, 20, 30, 50, 75, 100, 50+125, 30+70, 20+50, 10+30, 15+50, 20+75

(ヌ)　耐雷設備の施設

電線路には，避雷器，架空地線その他の技術上，経済上合理的な耐雷設備を施設いたします。

(ル)　耐塩設備の施設

塩害発生のおそれの多い地域に施設する電線路には，耐塩がいし類その他の耐塩構造の設備を施設いたします。

ホ　地 中 電 線 路

(イ)　電線路の施設方法

高圧および低圧の電線路は，管路式，暗きょ式または直埋式のうち，技術上支障のない範囲でいずれか経済的な方法により施設いたします。

(ロ)　ケーブルの選定

ケーブルは，許容電流，電圧降下，短絡容量，施設方法等に応じて次の中から選定いたします。

なお，ケーブルの許容電流は，日本電線工業会規格の算定方法に施設条件を考慮して算定いたします。

公称電圧 ／ 条　件	6,600ボルト	100ボルトまたは200ボルト			
種　　類	架橋ポリエチレン絶縁ビニルシースケーブル(トリプレックス型)(ＣＶ－Ｔケーブル)	架橋ポリエチレン絶縁ビニルシースケーブル(クワドループレックス型)(ＣＶ－Ｑケーブル)	600ボルトビニル絶縁ビニルシースケーブル(ＳＶケーブル)		600ボルト架橋ポリエチレン絶縁ビニルシースケーブル(ＣＶケーブル)	
線　心　数	3	4	2	3	2	3
公称断面積(平方ミリメートル)	60	60	8	8	8	8
	150	150	14	14	14	14
	250	250	38	22	22	22
	325		60	38	38	38
	500		100	60	60	60
				100	100	100
				150		150

(ハ)　多回路開閉器，高圧供給用配電箱，低圧分岐装置および低圧屋側分岐箱の施設

a　多回路開閉器は，高圧線を分岐する場合に施設いたします。

b　高圧供給用配電箱は，高圧で電気を供給する場合に接続装置とし

て施設いたします。

c　低圧分岐装置または低圧屋側分岐箱は，低圧線を分岐する場合に施設いたします。

(ﾆ)　高圧で電気を供給する場合は，地中電線路からπ型の引込線を施設いたします。

ヘ　そ　　の　　他

技術上その他やむをえない場合で，中高層集合住宅等への供給のために当社が発電者または需要者の土地または建物内に変圧器等の供給設備を施設するときは，発電者または需要者施設柱方式，集合住宅用の変圧器方式または供給用変圧器室（棟）方式のいずれかによります。

（２）　特別高圧電線路

イ　電圧降下の許容限度

電線路の電圧降下の許容限度は，次のとおりといたします。

なお，この場合の電線路は，受電地点または供給地点から受電地点または供給地点に最も近い発電所または変電所の引出口までといたします。

公　称　電　圧	22,000ボルト	66,000ボルト	154,000ボルト
電圧降下の許容限度	2,000ボルト	6,000ボルト	14,000ボルト

ロ　電線路の経路

電線路の経路は，技術上支障のない範囲で電線路が最も経済的に施設できるよう選定いたします。

ハ　電線路の種類

電線路の種類は，架空電線路といたします。ただし，架空電線路の施設が法令上認められない場合，または技術上，経済上もしくは地域的な事情により著しく困難な場合には，その他の方法によります。

ニ　架空電線路

(ｲ)　電線路の施設方法

電線路は，単独の電線路の新設，他の電線路との併架，電線の張替等のうち，技術上支障のない範囲で最も経済的な方法により施設いたします。

なお，他の電線路との併架により施設する場合には，上部に電圧の高いものを施設いたします。

(ﾛ) 支持物の種類

電線路の支持物は，鉄塔といたします。ただし，公称電圧22,000ボルトの場合で，当社が技術上，経済上適当と認めたときには，電線路の支持物は，電柱とすることがあります。この場合には，分割式複合柱を使用いたします。

(ﾊ) 径間

a 支持物を鉄塔とする場合

径間は，原則として250メートル以上，350メートル以下といたします。

b 支持物を電柱とする場合

径間は，原則として40メートルといたします。

(ﾆ) がいしの種類および連結個数

a がいしは，直径250ミリメートルの懸垂がいし（以下「懸垂がいし」といいます。）または長幹がいしといたします。

b 懸垂がいしの連結個数は，次によります。ただし，煙じん汚損が著しい地域等に施設する場合には，その個数に１個または２個を加えることがあります。

塩分付着量（ミリグラム/平方センチメートル）		0.01以下	0.01超過 0.03以下	0.03超過 0.06以下	0.06超過 0.12以下	0.12超過 0.25以下	0.25超過
公称電圧	22,000ボルト	3	3	3	3	3	３以上
	66,000ボルト	5	6	7	8	9	10以上
	154,000ボルト	11	14	16	18	21	22以上

c 長幹がいしとする場合は，ｂに準ずるものといたします。

(ﾎ) 電線の種類および太さ

a 支持物を鉄塔とする場合

電線は，アルミ覆鋼心アルミより線といたします。ただし，機械的強度上とくに必要のある場合，腐食のおそれがある場合等特別の事情がある場合には，これ以外のものとすることがあります。

なお，アルミ覆鋼心アルミより線の太さは，許容電流，電圧降下，短絡容量，機械的強度等に応じて次の中から選定いたします。ただし，他の電線路との併架により施設する場合には，その電線路に既に施設されている電線と同じ太さのものとすることがあります。

公　称　断　面　積	許　　容　　電　　流
160平方ミリメートル	484アンペア
240平方ミリメートル	635アンペア
410平方ミリメートル	873アンペア
610平方ミリメートル	1,088アンペア

b　支持物を電柱とする場合

電線は，架空ケーブルといたします。

なお，その太さは，許容電流，電圧降下，短絡容量，機械的強度等に応じて次の中から選定いたします。

(a)　架空ケーブル（ＣＶＴ－ＳＳ）の場合

公　称　断　面　積	許　　容　　電　　流
100平方ミリメートル	275アンペア

(b)　架空ケーブル（ＨＣＶＴ－ＳＳ）の場合

公　称　断　面　積	許　　容　　電　　流
200平方ミリメートル	475アンペア

(ﾍ)　電 線 の 間 隔

電線の間隔は，技術上支障のない範囲で電線が最も経済的に施設できるよう決定いたします。

(ﾄ)　電線の地表上の高さ

電線の地表上の高さは，次によります。ただし，支持物に電柱を使用する場合には，電線の地表上の高さは，６メートルといたします。

区　分＼公称電圧	22,000ボルト	66,000ボルト	154,000ボルト
山林等で人が容易に立ち入らない地域	９メートル	９メートル	10メートル
一般的な地域	13メートル	13メートル	14メートル
建造物の過密化および高層化が進展している地域，またはそれが予想される地域	15メートル	15メートル	16メートル

(ﾁ)　耐雷設備の施設

a　公称電圧66,000ボルトおよび154,000ボルトの電線路の場合

電線路には，１条または２条の架空地線その他必要となる耐雷設備を施設いたします。この場合の架空地線の種類および太さは，アルミ被鋼線70平方ミリメートルといたします。ただし，機械的強度上，電磁誘導障害対策上必要のある場合，腐食のおそれがある場合等特別の事情がある場合には，これ以外のものを使用することがあります。

b　公称電圧22,000ボルトの電線路の場合

電線路には，避雷器，架空地線その他の技術上，経済上合理的な耐雷設備を施設いたします。

(ﾘ)　そ　の　他

a　搬送波が重畳されている電線路から他の電線路を分岐する場合は，搬送波を阻止するための装置を施設いたします。

b　支持物に電柱を使用する場合で，電線路の保守上，系統運用上必要なときには，開閉器を施設いたします。

ホ　地 中 電 線 路

(ｲ)　電線路の施設方法

電線路は，管路式または暗きょ式のうち，技術上支障のない範囲でいずれか経済的な方法により施設いたします。

(ﾛ)　ケーブルの種類および太さ

ケーブルは，許容電流，電圧降下，短絡容量，施設方法等に応じて次の中から選定いたします。

なお，ケーブルの許容電流は，日本電線工業会規格の算定方法に施

設条件を考慮して算定いたします。

公称電圧 / 条件	22,000ボルト		66,000ボルト		154,000ボルト	
種類	架橋ポリエチレンケーブル（ＣＶケーブル）		架橋ポリエチレンケーブル（ＣＶケーブル）		架橋ポリエチレンケーブル（ＣＶケーブル）	
	トリプレックス型	単心	トリプレックス型	単心	トリプレックス型	単心
線心数	3	1	3	1	3	1
公称断面積（平方ミリメートル）	60	600	80	600	200	200
	100	800	100	800	400	400
	150	1,000	150	1,000	600	600
	200	1,200	200	1,200	800	800
	250		250	1,400	1,000	1,000
	325		325	1,600		1,200
	400		400	2,000		1,400
	500		500	2,500		1,600
			600	3,000		1,800
			800	3,500		2,000
			1,000			2,500

（3） 変 電 設 備

イ 結 線 方 式

電線路の引出口設備の結線方式は，次のとおりといたします。

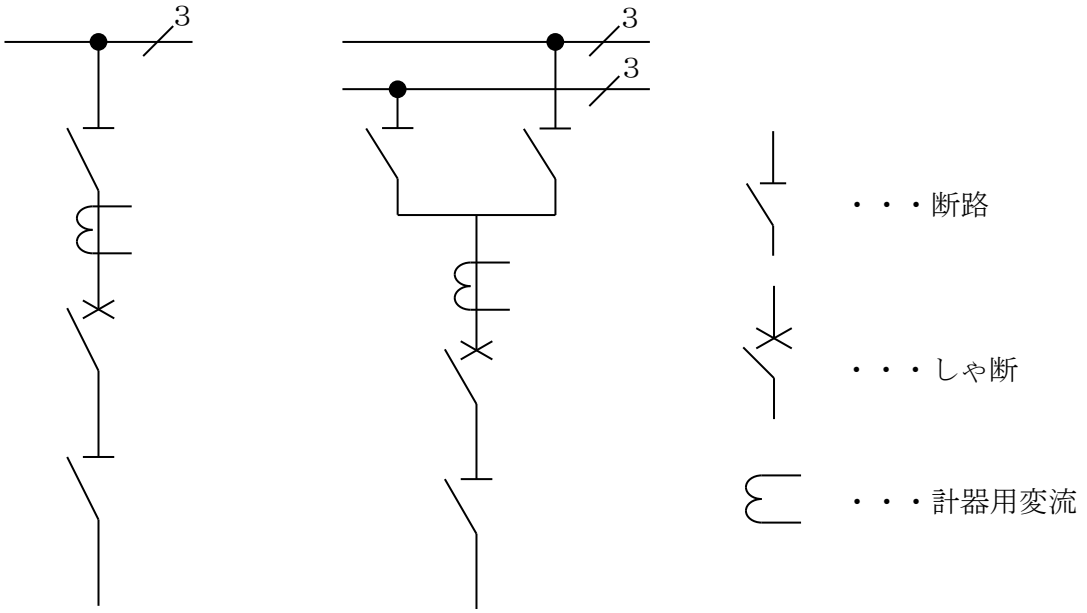

単母線の場合　　２重母線の場合

ロ　しゃ断器の選定

しゃ断器は，系統電圧に応じた最大負荷電流および現に構成され，または今後10年のうちに構成されることが予想されている系統について計算した短絡容量を基準として，最小のものといたします。

ハ　断路器の選定

断路器は，系統電圧に応じた最大負荷電流を基準として，最小のものといたします。

ニ　変流器の選定

変流器は，系統電圧に応じた最大負荷電流および事故電流を基準として，最小のものといたします。

ホ　配電盤に取り付ける装置

配電盤には，電流計，電力計，電圧計，しゃ断器操作用ハンドルその他運転に必要な装置を取り付けます。

ヘ　保護装置の施設

電線路には，短絡または地絡を生じた場合に自動的に電路をしゃ断するための適切な保護装置を施設いたします。

（４）　通　信　設　備

イ　電力保安通信用電話設備の施設方法

電力保安通信用電話設備は，原則として，当社が，電気を受電し，または特別高圧により電気を供給する場合に施設いたします。この場合は，架空電話線または地中電話線のうち，技術上支障のない範囲でいずれか経済的な方法によります。

(ｲ)　架空電話線の種類および施設方法

架空電話線は，伝搬距離，必要回線数等に応じたメタル通信ケーブルまたは光ファイバーケーブルとし，電柱への添架により施設いたします。

(ﾛ)　地中電話線の種類および施設方法

地中電話線は，伝搬距離，必要回線数等に応じたメタル通信ケーブルまたは光ファイバーケーブルといたします。

なお，この場合の施設方法は，(１)ホ(ｲ)または(２)ホ(ｲ)の施設方法に準ずるものといたします。

(ﾊ)　保安装置の施設

電力保安通信用電話設備には，適切な保安装置を施設いたします。

ロ　電線路保護装置用通信設備の施設

電線路保護装置用通信設備を施設する場合は，イ(ｲ)または(ﾛ)に準ずるものといたします。

(５)　そ　　の　　他

この標準設計に定めのない場合は，技術基準その他の関係法令等にもとづき，技術上適当と認められる設計によります。この場合には，その設計を標準設計といたします。

14　スポットネットワーク方式の工事費の算式

70（供給地点への供給設備の工事費負担金）(１)ロ(ｲ) a (c)の工事費の算定は，次の算式によります。

$$\text{工事費相当額}\times\text{工事こう長}\times\frac{1}{100}\times\frac{\text{新増加接続送電サービス契約電力}}{\text{利用回線数}-1}$$

この場合，工事費相当額は，次のとおりといたします。

70（供給地点への供給設備
の工事費負担金）（1）ロ(ｲ)　×　｛100パーセント＋20パーセント×（利用回線数－１）｝
ａ（b）の工事費単価

系 統 連 系 技 術 要 件

【託送供給等約款別冊】

令和７年４月１日 実施

東京電力パワーグリッド株式会社

目　　次

Ⅰ　総則 …… 1

Ⅱ　発電者設備（低圧）

1　発電設備等の種類 …… 2
2　電気方式 …… 2
3　運転可能周波数・並列時許容周波数 …… 2
4　力率 …… 3
5　高調波 …… 4
6　需給バランス制約による発電設備等の出力の抑制 …… 4
7　送電容量制約による発電設備等の出力の抑制 …… 5
8　不要解列の防止 …… 5
9　保護装置の設置 …… 9
10　保護装置の設置場所 …… 11
11　解列箇所 …… 11
12　保護リレーの設置相数 …… 11
13　発電機運転制御装置の付加 …… 12
14　接地方式 …… 13
15　直流流出防止変圧器の設置 …… 13
16　電圧変動対策 …… 13
17　短絡容量 …… 17
18　過電流引き外し素子を有する遮断器の設置 …… 17
19　サイバーセキュリティ対策 …… 17
20　電力品質に関する対策 …… 18
21　発電機諸元 …… 19

Ⅲ　発電者設備（高圧）

1　電気方式 …… 20
2　運転可能周波数・並列時許容周波数 …… 20
3　力率 …… 21
4　高調波 …… 21

５　需給バランス制約による発電設備等の出力の抑制　…… 22
６　送電容量制約による発電設備等の出力の抑制　…… 23
７　不要解列の防止　…… 23
８　保護装置の設置　…… 26
９　保護装置の設置場所　…… 29
１０　解列箇所　…… 29
１１　保護リレーの設置相数　…… 29
１２　自動負荷制限　…… 30
１３　線路無電圧確認装置の設置　…… 30
１４　発電機運転制御装置の付加　…… 31
１５　接地方式　…… 32
１６　直流流出防止変圧器の設置　…… 32
１７　電圧変動対策　…… 32
１８　短絡容量　…… 37
１９　発電機定数・諸元　…… 37
２０　昇圧用変圧器　…… 39
２１　連絡体制　…… 39
２２　バンク逆潮流の制限　…… 41
２３　サイバーセキュリティ対策　…… 41
２４　電力品質に関する対策　…… 42

Ⅳ　発電者設備（特別高圧）

１　電気方式　…… 43
２　運転可能周波数・並列時許容周波数　…… 43
３　力率　…… 44
４　高調波　…… 44
５　需給バランス制約による発電設備等の出力の抑制　…… 44
６　送電容量制約による発電設備等の出力の抑制　…… 45
７　不要解列の防止　…… 46
８　保護装置の設置　…… 48
９　再閉路方式　…… 54
１０　保護装置の設置場所　…… 55
１１　解列箇所　…… 55
１２　保護リレーの設置相数　…… 55

１３　自動負荷制限・発電抑制 …… 56
１４　線路無電圧確認装置の設置 …… 57
１５　発電機運転制御装置の付加 …… 58
１６　中性点接地装置の付加と電磁誘導障害防止対策の実施 …… 65
１７　直流流出防止変圧器の設置 …… 66
１８　電圧変動対策 …… 66
１９　出力変動対策 …… 68
２０　短絡・地絡電流対策 …… 70
２１　発電機定数・諸元 …… 70
２２　昇圧用変圧器 …… 74
２３　連絡体制 …… 75
２４　電気現象記録装置 …… 78
２５　サイバーセキュリティ対策 …… 78
２６　電力品質に関する対策 …… 79

Ⅴ　需要者設備（低圧）

１　力率 …… 81
２　保護装置の設置 …… 81

Ⅵ　需要者設備（高圧）

１　電気方式 …… 83
２　保護装置の設置 …… 83
３　連絡体制 …… 83
４　電力品質に関する対策 …… 83
５　サイバーセキュリティ対策 …… 88

Ⅶ　需要者設備（特別高圧）

１　電気方式 …… 89
２　保護装置の設置 …… 89
３　中性点接地装置の付加 …… 91
４　連絡体制 …… 91
５　電力品質に関する対策 …… 93
６　サイバーセキュリティ対策 …… 97

Ⅰ　総　　則

この要件は，発電者の発電設備および蓄電池（以下，「発電設備等」といいます。）ならびに需要設備または需要者の需要設備を系統に連系する場合に適用いたします。既に系統に連系している発電設備等であっても，当該設備等のリプレース時やパワーコンディショナー等の装置切替時，または系統運用に支障を来すおそれがある場合（リレー整定値等の設定変更必要時等）には，この要件を適用いたします。また，需要者が需要場所内において発電設備等を系統に連系する場合または契約者が事業場所内の発電設備等もしくは需要設備を系統に連系する場合についても，この要件を適用いたします。

なお，この要件の詳細については，電力品質確保に係る系統連系技術要件ガイドライン，別に定める「系統連系に係る設備設計について」，及びその他のルール等によります。

また，この要件は，系統連系に関する技術要件であり，実際の連系にあたっては，この要件に定めのない事項も含め，個別に協議させていただきます。

Ⅱ　発電者設備（低圧）

１　発電設備等の種類

逆潮流有りの連系とすることができる発電設備等は，逆変換装置を用いた発電設備等に限ります。ただし，逆変換装置を用いない場合でも，逆変換装置を用いた連系の場合と同等の単独運転検出及び解列ができ，他の需要家へ影響を及ぼすおそれが無い場合に限り，逆潮流有りの連系とすることができます。

２　電気方式

発電設備等の電気方式は，次の場合を除き，連系する系統の電気方式（交流単相２線式・単相３線式・三相３線式・三相４線式）と同一としていただきます。

(1)　最大使用電力に比べ発電設備等の容量が非常に小さく，相間の不平衡による影響が実態上問題とならない場合

(2)　単相３線式の系統に単相２線式200Ｖの発電設備等を連系する場合に，受電点の遮断器を開放したときなどに負荷の不平衡により生じる過電圧に対して逆変換装置を停止する対策，又は発電設備等を解列する対策を行う場合

３　運転可能周波数・並列時許容周波数

(1)　運転可能周波数

発電設備等の連続運転可能周波数及び運転可能周波数は，次のとおりとしていただきます。

a　連続運転可能周波数:48.5Hz を超え 50.5Hz 以下

b　運転可能周波数:47.5Hz 以上 51.5Hz 以下

なお，周波数低下時の運転継続時間は，48.5Hz では 10 分程度以上，48.0Hz では 1 分程度以上としていただきます。また，周波数低下リレーの整定値は，原則として，事故時運転継続要件（以下，「FRT 要件」といいます。）の適用を受ける発電設備等は 47.5Hz，それ以外は 48.5Hz とし，検出時限は自動再閉路時間と協調が取れる範囲の最大値としていただきます。（協調が取れる範囲の最大値：２秒）

ただし，逆変換装置を用いた発電設備等で FRT 要件非適用の設備については，これによりません。

(2)　並列時許容周波数

系統周波数を適正値に維持する必要があるため，並列時の周波数は並列時許容周波数以内としていただきます。なお，並列時許容周波数は，標準周波数＋0.1Hz 以下（設定可能範囲：標準周波数＋0.1 ～＋1.0Hz）としていただきます。ただし，離島など系統固有の事由等により個別に協議させていただく場合があります。

4　力率

発電者の受電地点における力率は，連系する系統の電圧を適切に維持する

ため，原則として系統側からみて遅れ力率 85%以上とするとともに，進み力率とならないようにしていただきます。

なお，電圧上昇を防止する上でやむを得ない場合には，受電点の力率を系統側からみて遅れ力率 80%まで制御できるものといたします。

５　高調波

逆変換装置（二次励磁発電機の系統側変換装置を含みます。）を用いた発電設備等を設置する場合は，逆変換装置本体（フィルターを含みます。）の高調波流出電流を総合電流歪率５%，各次電流歪率３%以下としていただきます。

６　需給バランス制約による発電設備等の出力の抑制

逆潮流のある発電設備等のうち，太陽光発電設備及び風力発電設備ならびに蓄電池には，当社の求めに応じて，当社からの遠隔制御により 0%から 100%の範囲（1%刻み）で発電出力（自家消費分を除くことも可）の抑制ができる機能を有する逆変換装置やその他必要な設備を設置する等の対策を実施していただきます。なお，ウィンドファームとしての運用がない風力発電所やウィンドファームコントローラーがない風力発電所については，技術的制約を踏まえ個別に協議させていただきます。

逆潮流のある火力発電設備及びバイオマス発電設備（ただし，再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則〔平成 24 年経済産業省令第 46 号，その後の改正を含み，以下「再生可能エネルギー特別措置法施行

規則」といいます。〕に定める地域資源バイオマス発電であって，燃料貯蔵や技術に由来する制約等により出力の抑制が困難なものを除く）は，発電出力を技術的に合理的な範囲で最大限抑制し，その最低出力を発電端の定格出力に対して，火力発電設備（混焼バイオマス発電設備含む）については多くとも30％以下，バイオマス発電設備については多くとも50%以下に抑制するために必要な機能を具備していただきます。なお，停止による対応も可能とします。

自家消費を主な目的とした発電設備等については，個別の事情を踏まえ対策の内容を協議させていただきます。実証設備の実証期間中の扱いについては，　技術的制約を踏まえ個別に協議させていただき，実証期間終了後は，再協議させていただきます。

７　送電容量制約による発電設備等の出力の抑制

逆潮流のある発電設備等のうち10kW以上の設備には，当社の求めに応じて，当社からの遠隔制御により，送電容量制約による出力の抑制ができる機能を有する装置やその他必要な装置を設置する等の対策を行っていただきます。

８　不要解列の防止

(1)　保護協調

発電設備等の故障または系統の事故時に，事故の除去，事故範囲の局限化等を行うために次の考え方にもとづいて，保護協調を図ることを目的に，適正な保護装置を設置していただきます。なお，構内設備の故障に対しては，

「Ⅴ　需要者設備（低圧)」に準じた対策を実施していただきます。

a　発電設備等の異常及び故障に対しては，確実に検出・除去し，連系する系統に事故を波及させないために,発電設備等を即時に解列すること。

b　連系する系統の事故に対しては，迅速かつ確実に，発電設備等が解列すること。

c　上位系統事故時など，連系する系統の電源が喪失した場合にも発電設備等が高速に解列し，一般需要家を含むいかなる部分系統においても単独運転が生じないこと。

d　事故時の再閉路時に，発電設備等が連系する系統から確実に解列されていること。

e　連系する系統以外の事故時には，発電設備等は解列しないこと。

(2)　事故時運転継続

系統事故による広範囲の瞬時電圧低下や周波数変動等により，発電設備等の一斉解列や出力低下継続等が発生し，系統全体の電圧・周波数維持に大きな影響を与えることを防止するため，発電設備等の種別毎に定められるFRT要件を満たしていただきます。なお，満たすべきFRT要件は次の通りです。

発電設備等			電圧低下			周波数変動（運転継続）
			残電圧 20%以上（運転継続）	残電圧 20%未満（運転継続またはｹﾞｰﾄﾌﾞﾛｯｸ）	残電圧 52%以上・位相変化 41 度以下（運転継続）	50Hz 系統
単相	太陽光		・電圧低下継続時間 1.0 秒以下 ・電圧復帰後 0.1 秒以内に電圧低下前の出力の 80%以上の出力まで復帰	・電圧低下継続時間 1.0 秒以下 ・電圧復帰後 0.2 秒以内に電圧低下前の出力の 80%以上の出力まで復帰	・電圧低下継続時間 1.0 秒以下 ・電圧復帰後 0.1 秒以内に電圧低下前の出力の 80%以上の出力まで復帰	・ｽﾃｯﾌﾟ状に+0.8Hz，3ｻｲｸﾙ間継続 ・ﾗﾝﾌﾟ上の±2Hz/s （周波数上限）51.5Hz （周波数下限）47.5Hz
	風力		・電圧低下継続時間 1.0 秒以下 ・電圧復帰後 1.0 秒以内に電圧低下前の出力の 80%以上の出力まで復帰	・電圧低下継続時間 1.0 秒以下 ・電圧復帰後 1.0 秒以内に電圧低下前の出力の 80%以上の出力まで復帰	・電圧低下継続時間 1.0 秒以下 ・電圧復帰後 1.0 秒以内に電圧低下前の出力の 80%以上の出力まで復帰	・ｽﾃｯﾌﾟ状に+0.8Hz，3ｻｲｸﾙ間継続 ・ﾗﾝﾌﾟ上の±2Hz/s （周波数上限）51.5Hz （周波数下限）47.5Hz
	蓄電池		・電圧低下継続時間 1.0 秒以下 ・電圧復帰後 0.1 秒以内に電圧低下前の出力の 80%以上の出力まで復帰（RPR が設置される場合は出力電力特性と RPR の協調を図るため，0.4 秒以内の復帰としてもよい。）	・電圧低下継続時間 1.0 秒以下 ・電圧復帰後 1.0 秒以内に電圧低下前の出力の 80%以上の出力まで復帰	・電圧低下継続時間 1.0 秒以下 ・電圧復帰後 0.1 秒以内に電圧低下前の出力の 80%以上の出力まで復帰（RPR が設置される場合は出力電力特性と RPR の協調を図るため，0.4 秒以内の復帰としてもよい。）	・ｽﾃｯﾌﾟ状に+0.8Hz，3ｻｲｸﾙ間継続 ・ﾗﾝﾌﾟ上の±2Hz/s （周波数上限）51.5Hz （周波数下限）47.5Hz
	燃料電池※		・電圧低下継続時間 0.3 秒以下 ・電圧復帰後 1.0 秒以内に電圧低下前の出力の 80%以上の出力まで復帰	・電圧低下継続時間 0.3 秒以下 ・電圧復帰後 1.0 秒以内に電圧低下前の出力の 80%以上の出力まで復帰	・電圧低下継続時間 0.3 秒以下 ・電圧復帰後 1.0 秒以内に電圧低下前の出力の 80%以上の出力まで復帰	・ｽﾃｯﾌﾟ状に+0.8Hz，3ｻｲｸﾙ間継続 ・ﾗﾝﾌﾟ上の±2Hz/s （周波数上限）51.5Hz （周波数下限）47.5Hz
	ガスエンジン	単機出力 2kW 未満	・電圧低下継続時間 0.3 秒以下 ・電圧復帰後 1.0 秒以内に電圧低下前の出力の 80%以上の出力まで復帰	・電圧低下継続時間 0.3 秒以下 ・電圧復帰後 1.0 秒以内に電圧低下前の出力の 80%以上の出力まで復帰	・電圧低下継続時間 0.3 秒以下 ・電圧復帰後 1.0 秒以内に電圧低下前の出力の 80%以上の出力まで復帰	・ｽﾃｯﾌﾟ状に+0.8Hz，3ｻｲｸﾙ間継続 ・ﾗﾝﾌﾟ上の±2Hz/s （周波数上限）51.5Hz （周波数下限）47.5Hz
		単機出力 2kW 以上 10kW 未満※				

	複数直流入力システム	太陽光+蓄電池	・電圧低下継続時間1.0秒以下 ・電圧復帰後0.1秒以内に電圧低下前の出力の80%以上の出力まで復帰（RPRが設置される場合は出力電力特性とRPRの協調を図るため,0.4秒以内の復帰としてもよい。また，負荷追従制御（構内の負荷電力に応じて出力制御）状態にて復帰動作する場合は，出力復帰中の過渡的な逆潮流による蓄電池動作の停止を防止するため,0.4秒以内としてもよい。）	・電圧低下継続時間1.0秒以下 ・電圧復帰後1.0秒以内に電圧低下前の出力の80%以上の出力まで復帰	・電圧低下継続時間1.0秒以下 ・電圧復帰後0.1秒以内に電圧低下前の出力の80%以上の出力まで復帰（RPRが設置される場合は出力電力特性とRPRの協調を図るため,0.4秒以内の復帰としてもよい。また，負荷追従制御（構内の負荷電力に応じて出力制御）状態にて復帰動作する場合は，出力復帰中の過渡的な逆潮流による蓄電池動作の停止を防止するため,0.4秒以内としてもよい。）	・ｽﾃｯﾌﾟ状に+0.8Hz，3ｻｲｸﾙ間継続 ・ﾗﾝﾌﾟ上の±2Hz/s (周波数上限)51.5Hz (周波数下限)47.5Hz
		燃料電池+蓄電池 ｶﾞｽｴﾝｼﾞﾝ+蓄電池	・電圧低下継続時間0.3秒以下 ・電圧復帰後1.0秒以内に電圧低下前の出力の80%以上の出力まで復帰	・電圧低下継続時間0.3秒以下 ・電圧復帰後1.0秒以内に電圧低下前の出力の80%以上の出力まで復帰	・電圧低下継続時間0.3秒以下 ・電圧復帰後1.0秒以内に電圧低下前の出力の80%以上の出力まで復帰	・ｽﾃｯﾌﾟ状に+0.8Hz，3ｻｲｸﾙ間継続 ・ﾗﾝﾌﾟ上の±2Hz/s (周波数上限)51.5Hz (周波数下限)47.5Hz
三相	太陽光 蓄電池 燃料電池 ｶﾞｽｴﾝｼﾞﾝ		高圧三相に準ずる	高圧三相に準ずる	高圧三相に準ずる	高圧三相に準ずる
	風力		・電圧低下継続時間0.3秒以下 ・電圧復帰後1.0秒以内に電圧低下前の出力の80%以上の出力まで復帰	・電圧低下継続時間0.3秒以下 ・電圧復帰後1.0秒以内に電圧低下前の出力の80%以上の出力まで復帰	・電圧低下継続時間0.3秒以下 ・電圧復帰後1.0秒以内に電圧低下前の出力の80%以上の出力まで復帰	・ｽﾃｯﾌﾟ状に+0.8Hz，3ｻｲｸﾙ間継続 ・ﾗﾝﾌﾟ上の±2Hz/s (周波数上限)51.5Hz (周波数下限)47.5Hz

※発電機能を備えたガスエンジン（空調を主目的としたもの）を除く。

FRT 要件のイメージ（太陽光発電設備を例に記載）

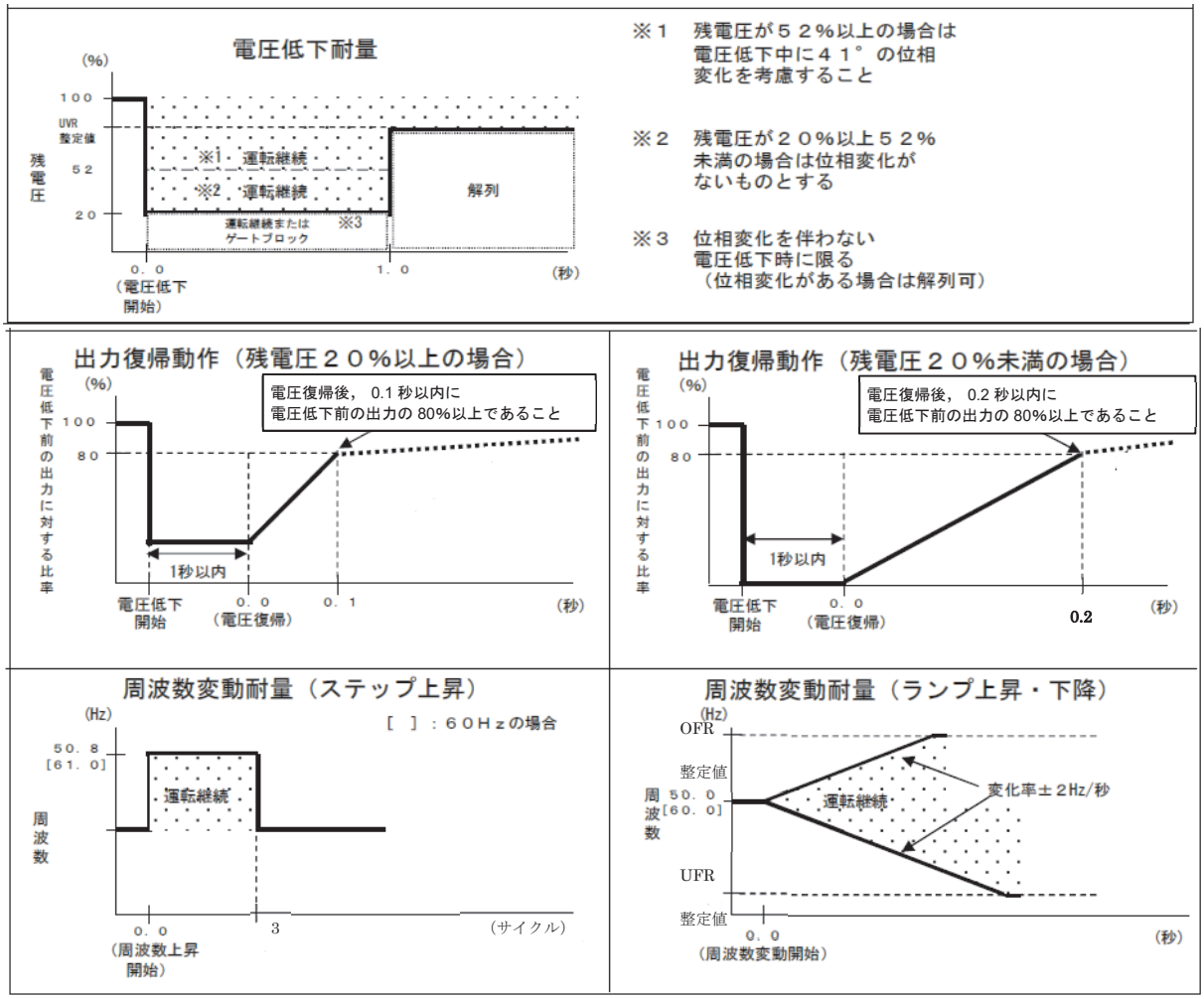

９　保護装置の設置

(1)　発電設備等故障対策

発電設備等故障時の系統保護のため，次に示す保護リレーを設置していただきます。ただし，発電設備等自体の保護装置により，検出できる場合は省略できることといたします。

a　発電設備等の発電電圧が異常に上昇した場合に，これを検出し時限をもって解列するための過電圧リレーを設置すること。

b　発電設備等の発電電圧が異常に低下した場合に，これを検出し時限を

もって解列するための不足電圧リレーを設置すること。

(2)　系統側短絡事故対策

連系する系統における短絡事故時の保護のため，次に示す保護リレーを設置していただきます。

a　同期発電機の場合は，連系する系統における短絡事故を検出し，発電設備等を解列するための短絡方向リレーを設置すること。ただし，発電設備等の故障対策用不足電圧リレー，又は過電流リレーにより，連系する系統の短絡事故が検出できる場合は，これで代用できる。

b　誘導発電機，二次励磁発電機又は逆変換装置を用いた発電設備等の場合は，連系する系統の短絡事故時に発電設備等の電圧低下を検出し，発電設備等を解列するための不足電圧リレーを設置すること。

(3)　高低圧混触事故対策

連系する系統の高低圧混触事故を検出し，発電設備等を解列するための受動的方式等の単独運転検出機能を有する装置等を設置していただきます。

(4)　構内設備故障対策

発電設備等構内の短絡故障及び地絡故障保護用として，過電流保護機能付き漏電遮断器を設置していただきます。

(5)　単独運転防止対策

単独運転防止のため，過電圧リレー，不足電圧リレー，周波数上昇リレー，周波数低下リレー及び次のすべての条件を満たす受動的方式と能動的方式を組み合わせた単独運転検出機能を有する装置を設置していただきます。

a　連系する系統のインピーダンスや負荷状況等を考慮し，確実に単独運転を検出できること。

b　頻繁な不要解列を生じさせないこと。

c　能動信号は，系統への影響が実態上問題とならないこと。

単独運転検出機能の整定値例は系統連系規程によります。

１０　保護装置の設置場所

保護リレーは,受電地点または故障の検出が可能な場所に設置していただきます。

１１　解列箇所

保護装置が動作した場合の解列箇所は，原則として，系統から発電設備等を解列することができる次のいずれかの箇所としていただきます。なお，当社から解列箇所を指定させていただく場合があります。

(1)　機械的な解列箇所２箇所

(2)　機械的な解列箇所１箇所と逆変換装置のゲートブロック

(3)　発電設備等連絡用遮断器

１２　保護リレーの設置相数

保護リレーの設置相数は次のとおりとしていただきます。

(1)　過電圧リレーは，単相２線式においては１相，単相３線式及び三相３線式については２相に設置すること。なお，単相３線式では中性線と両電圧

線間とすること。

(2)　不足電圧リレー及び短絡方向リレーは，単相２線式においては１相，単相３線式においては２相，三相３線式については３相に設置すること。なお，単相３線式では中性線と両電圧線間とすること。

(3)　周波数上昇リレー，周波数低下リレー及び逆電力リレーは，単相２線式，単相３線式及び三相３線式について１相に設置すること。

(4)　逆充電検出の場合は，次のとおりとする。

a　不足電力リレーは，単相２線式においては１相，単相３線式においては２相，三相３線式については３相に設置すること。なお，単相３線式では中性線と両電圧線間，三相３線式では単相負荷がなければ三相電力の合計とできる。

b　不足電圧リレーは，単相２線式においては１相，単相３線式及び三相３線式については２相に設置すること。なお，単相３線式では中性線と両電圧線間とすること。

１３　発電機運転制御装置の付加

(1)　周波数調整のための機能

a　出力低下防止機能

火力発電設備およびコージェネレーション（ガスタービン・ガスエンジンを採用したコージェネレーションを除く）は，周波数 49.0Hz までは発電機出力を低下しない，周波数 49.0Hz 以下については，1Hz 低下するごとに 5%

以内の出力低下に抑える，または，一度出力低下しても回復する機能もしくは装置を具備すること。

なお，周波数変動に鋭敏な負荷設備や，構内設備（発電用所内電源を除く）への電源供給維持のため，自立運転に移行する必要がある自家用発電設備等については，対策内容を協議させていただきます。

１４　接地方式

接地方式は，連系する系統に適合した方式としていただきます。

１５　直流流出防止変圧器の設置

逆変換装置を用いて発電設備等を連系する場合は，逆変換装置から直流が系統へ流出することを防止するために，受電地点と逆変換装置との間に変圧器（単巻変圧器を除きます。）を設置していただきます。

ただし，次のすべての条件に適合する場合は，変圧器の設置を省略することができます。

(1)　逆変換装置の交流出力側で直流を検出し，交流出力を停止する機能を有すること。

(2)　逆変換装置の直流回路が非接地であること，または逆変換装置に高周波変圧器を用いていること。なお，設置する変圧器は，直流流出防止専用である必要はありません。

１６　電圧変動対策

(1)　常時電圧変動対策

連系する系統における低圧需要家の電圧を適正値（標準電圧 100V に対しては 101±6Ｖ，標準電圧 200V に対しては 202±20Ｖ）以内に維持する必要があります。なお，電圧規制点は構内負荷機器への影響を考慮し，原則として受電点とします。ただし，系統側の電圧が電圧上限値に近い場合，発電設備等からの逆潮流の制限により発電電力量が低下する場合は，当該発電設備等設置者以外の低圧需要家への供給電圧が適正値を逸脱するおそれがないことを条件として，電圧規制点を引込柱とします。発電設備等の逆潮流により低圧需要家の電圧が適正値を逸脱するおそれがあるときは，進相無効電力制御機能又は出力制御機能により自動的に電圧を調整する対策を行っていただきます。なお，これにより対応できない場合は，配電線増強等の対策を行います。

また，発電設備等のパワーコンディショナーは逆潮流による電圧上昇を抑制する対策として，次に示す対策を行っていただきます。

ａ　発電設備等のパワーコンディショナーに，適正電圧範囲内で常に一定の力率【80%～100%（1%刻み）】で進相運転を行う機能（力率一定制御）を有するものを用いること。

ｂ　太陽光発電設備（複数直流入力の発電設備含む）については，現時点における標準的な力率値 95%に設定すること。ただし，連系点の潮流が順潮流状態の時は，力率を 100%に制御してもよい。

なお，高圧配電線等の系統状況により個別に力率値を指定する場合に

は，力率値を変更すること。

(2)　瞬時電圧変動対策

発電設備等の並解列時の瞬時電圧変動は常時電圧の 10%以内とし，次に示す対策を行っていただきます。

a　自励式の逆変換装置を用いた発電設備等の場合は，自動的に同期する機能を有するものを用いること。

b　他励式の逆変換装置を用いた発電設備等の場合で，並列時の瞬時電圧低下により系統の電圧が常時電圧から 10%を超えて逸脱するおそれがあるときには，限流リアクトル等を設置すること。

c　同期発電機の場合は，制動巻線付きのもの（制動巻線を有しているものと同等以上の乱調防止効果を有する制動巻線付きでない同期発電機を含む。）とするとともに自動同期検定装置を設置すること。

d　二次励磁制御巻線形誘導発電機の場合は，自動同期検定機能を有するものを用いること。

e　誘導発電機の場合で，並列時の瞬時電圧低下により系統の電圧が常時電圧から 10%を超えて逸脱するおそれがあるときは，限流リアクトル等を設置すること。なお，これにより対応できない場合には，同期発電機を用いる等の対策を行うこと。

f　発電設備等の出力変動や頻繁な並解列が問題となる場合は，出力変動の抑制や並解列の頻度を低減する対策を行うこと。

(3)　電圧フリッカ対策

発電設備等を設置する場合は，発電設備等の頻繁な並解列や出力変動，単独運転検出機能（能動方式）による電圧フリッカにより適正値を逸脱するおそれがあるときは，次に示す電圧フリッカ対策などを行っていただきます。

a　風力発電設備等の頻繁な並解列により電圧フリッカが適正値を逸脱するおそれがあるときには，静止型無効電力補償装置（以下「SVC」といいます。）などの設置やサイリスタ等によるソフトスタート機能を有する装置の設置，配電線の太線化などによる系統インピーダンスの低減などの対策を行うこと。なお，これにより対応できない場合には，配電線の増強などを行うか，専用線による連系とする。

b　風力発電設備等の出力変動により電圧フリッカが適正値を逸脱するおそれがあるときには，SVC などの設置や配電線の太線化などによる系統インピーダンスの低減などの対策を行うこと。なお，これにより対応できない場合には，配電線の増強などを行うか，専用線による連系とする。

c　単独運転検出機能（能動的方式）による電圧フリッカにより適正値を逸脱するおそれがあるとき（新型能動的方式を具備する場合など）は，発生する電圧フリッカの電圧変動周期にかかわらず無効電力発振の予兆を検出して無効電力の注入を一時的に停止する機能を有する装置の設置などの対策を行うこと。

また，単独運転検出機能（能動的方式）による電圧フリッカにより，系統運用に支障が発生した場合又は発生するおそれがある場合には，発電設

備等設置者は当社と協議のうえ，単独運転検出に影響の無い範囲で，周波数フィードバックゲインや無効電力の注入量の上下限値の変更などにより，配電線に注入する無効電力の注入量を低減するなどの対策を講じていただきます。なお，ソフトウェア改修不可などで対応できない場合については，機器取替や対応時期などを含めて個別に協議させていただきます。

［対策要否の判定基準例］

受電点における電圧フリッカレベル（ΔＶ10）を 0.45 Ｖ以下（当該設備のみの場合は，0.23 Ｖ以下）に維持する。

１７　短絡容量

発電設備等の連系により系統の短絡容量が他者の遮断器の遮断容量等を上回るおそれがある場合は，短絡電流を制限する装置（限流リアクトル等）を設置していただきます。

１８　過電流引き外し素子を有する遮断器の設置

単相３線式の電気方式に連系する場合であって，負荷の不平衡と発電設備等の逆潮流により中性線に負荷線以上の過電流が生じるおそれがあるときは，発電設備等及び負荷設備等の並列点よりも系統側に，３極に過電流引き外し素子を有する遮断器を設置していただきます。

１９　サイバーセキュリティ対策

自家用電気工作物（発電事業の用に供するもの及び小規模事業用電気工作

物を除く。）に係る遠隔監視システム及び制御システムは，「自家用電気工作物に係るサイバーセキュリティの確保に関するガイドライン」に準拠した対策を講じていただきます。

上記以外の発電設備等については，サイバー攻撃による発電設備等の異常動作を防止し，または発電設備等がサイバー攻撃を受けた場合に速やかな異常の除去，影響範囲の局限化などを行うために次のとおり，適切なサイバーセキュリティ対策を講じていただきます。

(1)　外部ネットワークや他ネットワークを通じた発電設備等の制御に係るシステムへの影響を最小化するための対策を講じること。

(2)　発電設備等の制御に係るシステムには，マルウェアの侵入防止対策を講じること。

(3)　発電者と当社との間で迅速かつ的確な情報連絡を行い，速やかに必要な措置を講じる必要があるため，発電設備等に関し，セキュリティ管理責任者を設置するとともに，氏名及び一般加入電話番号，または携帯電話番号を通知すること。

２０　電力品質に関する対策

(1)　高周波障害対策

高周波電磁障害及び伝導障害が発生しないよう，対策を行っていただきます。

２１　発電機諸元

当社の求めに応じて，次の諸元を提出していただきます。（第３者認証機関発行の認証証明書による提供可）

電源種	設備	諸元
共通	発電プラント	定格（定格容量，定格出力，台数，定格電圧）
		力率（定格，運転可能範囲）
		単線結線図，系統並解列箇所
	構内設備	高調波発生機器と高調波対策資料
		電圧フリッカの発生源と対策設備資料
	保護装置	設置要素
		設置場所
		設置相数
		解列箇所
		整定範囲
		整定値
		シーケンスブロック
逆変換装置	発電プラント制御装置	メーカ，型式
		単独運転検出方式，整定値
		逆変換装置の容量
		FRT 要件の適用有無
風力	発電プラント制御装置	蓄電池，ウィンドファームコントローラーの有無
蓄電池	発電プラント	蓄電容量

また，必要に応じて，記載されていない諸元等，最新の諸元等を提供していただくことがあります。

Ⅲ　発電者設備（高圧）

１　電気方式

発電設備等の電気方式は，最大使用電力に比べ発電設備等の容量が非常に小さく，相間の不平衡による影響が実態上問題とならない場合を除き，連系する系統の電気方式（交流三相３線式）と同一としていただきます。

２　運転可能周波数・並列時許容周波数

(1)　運転可能周波数

発電設備等の連続運転可能周波数及び運転可能周波数は，次のとおりとしていただきます。

a　連続運転可能周波数:48.5Hz を超え 50.5Hz 以下

b　運転可能周波数:47.5Hz 以上 51.5Hz 以下

なお，周波数低下時の運転継続時間は，48.5Hz では 10 分程度以上，48.0Hz では１分程度以上としていただきます。また，周波数低下リレーの整定値は，原則として，事故時運転継続要件（以下，「FRT 要件」といいます。）の適用を受ける発電設備等は 47.5Hz，それ以外は 48.5Hz とし，検出時限は自動再閉路時間と協調が取れる範囲の最大値としていただきます。（協調が取れる範囲の最大値：２秒）

ただし，逆変換装置を用いた発電設備等で FRT 要件非適用の設備については，これによりません。

(2)　並列時許容周波数

系統周波数を適正値に維持する必要があるため，並列時の周波数は並列時許容周波数以内としていただきます。なお，並列時許容周波数は，標準周波数＋0.1Hz 以下（設定可能範囲：標準周波数＋0.1 ～＋1.0Hz）としていただきます。ただし，離島など系統固有の事由等により個別に協議させていただく場合があります。

3　力率

発電者の受電地点における力率は，連系する系統の電圧を適切に維持するため，原則として系統側からみて遅れ力率 85%以上とするとともに，進み力率とならないようにしていただきます。

なお，電圧上昇を防止する上でやむを得ない場合には，受電点の力率を系統側からみて遅れ力率 80%まで制御できるものといたします。

4　高調波

逆変換装置（二次励磁発電機の系統側変換装置を含みます。）を用いた発電設備等を設置する場合は，逆変換装置本体（フィルターを含みます。）の高調波流出電流を総合電流歪率５%，各次電流歪率３%以下としていただきます。

また，その他の高調波発生機器を用いた電気設備を設置する場合には，「VI需要者設備（高圧）」に準じた対策を実施していただきます。なお，この場合，表 2（高調波流出電流の上限値）の契約電力は，原則として，負荷設備の容量と読み替えます。

５　需給バランス制約による発電設備等の出力の抑制

逆潮流のある発電設備等のうち，太陽光発電設備及び風力発電設備ならびに蓄電池には，当社の求めに応じて，当社からの遠隔制御により 0%から 100%の範囲（1%刻み）で発電出力（自家消費分を除くことも可）の抑制ができる機能を有する逆変換装置やその他必要な設備を設置する等の対策を実施していただきます。なお，ウィンドファームとしての運用がない風力発電所やウィンドファームコントローラーがない風力発電所については，技術的制約を踏まえ個別に協議させていただきます。

逆潮流のある火力発電設備及びバイオマス発電設備（ただし，再生可能エネルギー特別措置法施行規則に定める地域資源バイオマス発電であって，燃料貯蔵や技術に由来する制約等により出力の抑制が困難なものを除く）は，発電出力を技術的に合理的な範囲で最大限抑制し，その最低出力を発電端の定格出力に対して，火力発電設備（混焼バイオマス発電設備含む）については多くとも 30%以下，バイオマス発電設備については多くとも 50%以下に抑制するために必要な機能を具備していただきます。なお，停止による対応も可能とします。

自家消費を主な目的とした発電設備等については，個別の事情を踏まえ対策の内容を協議させていただきます。実証設備の実証期間中の扱いについては，技術的制約を踏まえ個別に協議させていただき，実証期間終了後は，再協議させていただきます。

６　送電容量制約による発電設備等の出力の抑制

逆潮流のある発電設備等には，当社の求めに応じて，当社からの遠隔制御により，送電容量制約による出力の抑制ができる機能を有する装置やその他必要な装置を設置する等の対策を行っていただきます。

７　不要解列の防止

(1)　保護協調

発電設備等の故障または系統の事故時に，事故の除去，事故範囲の局限化等を行うために次の考え方にもとづいて，保護協調を図ることを目的に適正な保護装置を設置していただきます。なお，構内設備の故障に対しては，「Ⅵ　需要者設備（高圧）」に準じた対策を実施していただきます。

a　発電設備等の異常及び故障に対しては，確実に検出・除去し，連系する系統に事故を波及させないために，発電設備等を即時に解列すること。

b　連系する系統の事故に対しては，迅速かつ確実に，発電設備等が解列すること。

c　上位系統事故時など，連系する系統の電源が喪失した場合にも発電設備等が高速に解列し一般需要家を含むいかなる部分系統においても単独運転が生じないこと。

d　事故時の再閉路時に，発電設備等が連系する系統から確実に解列されていること。

e　連系する系統以外の事故時には，発電設備等は解列しないこと。

(2)　事故時運転継続

系統事故による広範囲の瞬時電圧低下や周波数変動等により，発電設備等の一斉解列や出力低下継続等が発生し，系統全体の電圧・周波数維持に大きな影響を与えることを防止するため，発電設備等の種別毎に定められるFRT要件を満たしていただきます。なお，満たすべきFRT要件は次の通りです。

<table>
<tr><td colspan="2" rowspan="3">発電設備等</td><td colspan="3">電圧低下</td><td rowspan="2">周波数変動
（運転継続）</td></tr>
<tr><td colspan="2">三相短絡を想定</td><td>二相短絡を想定</td></tr>
<tr><td>残電圧 20%以上
（運転継続）</td><td>残電圧 20%未満
（運転継続またはｹﾞｰﾄﾌﾞﾛｯｸ）</td><td>残電圧 52%以上・位相変化 41 度以下（運転継続）</td><td>50Hz 系統</td></tr>
<tr><td rowspan="5">単相</td><td>太陽光</td><td rowspan="5">低圧単相に準ずる</td><td rowspan="5">低圧単相に準ずる</td><td rowspan="5">低圧単相に準ずる</td><td rowspan="5">低圧単相に準ずる</td></tr>
<tr><td>風力</td></tr>
<tr><td>蓄電池</td></tr>
<tr><td>燃料電池</td></tr>
<tr><td>ガスエンジン</td></tr>
<tr><td rowspan="5">三相</td><td>太陽光</td><td>・電圧低下継続時間 0.3 秒以下
・電圧復帰後 0.1 秒以内に電圧低下前の出力の 80%以上の出力まで復帰</td><td>・電圧低下継続時間 0.3 秒以下
・電圧復帰後 0.2 秒以内に電圧低下前の出力の 80%以上の出力まで復帰</td><td>・電圧低下継続時間 0.3 秒以下
・電圧復帰後 0.1 秒以内に電圧低下前の出力の 80%以上の出力まで復帰</td><td>・ｽﾃｯﾌﾟ状に+0.8Hz，3ｻｲｸﾙ間継続
・ﾗﾝﾌﾟ上の±2Hz/s
（周波数上限）51.5Hz
（周波数下限）47.5Hz</td></tr>
<tr><td>風力</td><td colspan="3">残電圧 0%・継続時間 0.15 秒と残電圧 90%・継続時間 1.5 秒を結ぶ直線以上の残電圧がある電圧低下に対しては運転を継続し，電圧復帰後 1.0 秒以内に電圧低下前の出力の 80%以上の出力まで復帰</td><td>・ｽﾃｯﾌﾟ状に+0.8Hz，3ｻｲｸﾙ間継続
・ﾗﾝﾌﾟ上の±2Hz/s
（周波数上限）51.5Hz
（周波数下限）47.5Hz</td></tr>
<tr><td>蓄電池</td><td>・電圧低下継続時間 0.3 秒以下
・電圧復帰後 0.1 秒以内に電圧低下前の出力の 80%以上の出力まで復帰（RPR が設置される場合は出力電力特性と RPR の協調を図るため，0.4 秒以内の復帰としてもよい。）</td><td>・電圧低下継続時間 0.3 秒以下
・電圧復帰後 1.0 秒以内に電圧低下前の出力の 80%以上の出力まで復帰</td><td>・電圧低下継続時間 0.3 秒以下
・電圧復帰後 0.1 秒以内に電圧低下前の出力の 80%以上の出力まで復帰（RPR が設置される場合は出力電力特性と RPR の協調を図るため，0.4 秒以内の復帰としてもよい。）</td><td>・ｽﾃｯﾌﾟ状に+0.8Hz，3ｻｲｸﾙ間継続
・ﾗﾝﾌﾟ上の±2Hz/s
（周波数上限）51.5Hz
（周波数下限）47.5Hz</td></tr>
<tr><td>燃料電池※</td><td>・電圧低下継続時間 0.3 秒以下
・電圧復帰後 1.0 秒以内に電圧低下前の出力の 80%以上の出力まで復帰</td><td>・電圧低下継続時間 0.3 秒以下
・電圧復帰後 1.0 秒以内に電圧低下前の出力の 80%以上の出力まで復帰</td><td>・電圧低下継続時間 0.3 秒以下
・電圧復帰後 1.0 秒以内に電圧低下前の出力の 80%以上の出力まで復帰</td><td>・ｽﾃｯﾌﾟ状に+0.8Hz，3ｻｲｸﾙ間継続
・ﾗﾝﾌﾟ上の±2Hz/s
（周波数上限）51.5Hz
（周波数下限）47.5Hz</td></tr>
<tr><td>ガスエンジン（単機出力 35kW 以下）</td><td>・電圧低下継続時間 0.3 秒以下
・電圧復帰後 1.0 秒以内に電圧低下前の出力の 80%以上の出力まで復帰</td><td>・電圧低下継続時間 0.3 秒以下
・電圧復帰後 1.0 秒以内に電圧低下前の出力の 80%以上の出力まで復帰</td><td>・電圧低下継続時間 0.3 秒以下
・電圧復帰後 1.0 秒以内に電圧低下前の出力の 80%以上の出力まで復帰</td><td>・ｽﾃｯﾌﾟ状に+0.8Hz，3ｻｲｸﾙ間継続
・ﾗﾝﾌﾟ上の±2Hz/s
（周波数上限）51.5Hz
（周波数下限）47.5Hz</td></tr>
</table>

※燃料電池にマイクロガスタービンを組み合わせた発電設備は除く。

FRT 要件のイメージ（太陽光発電設備を例に記載）

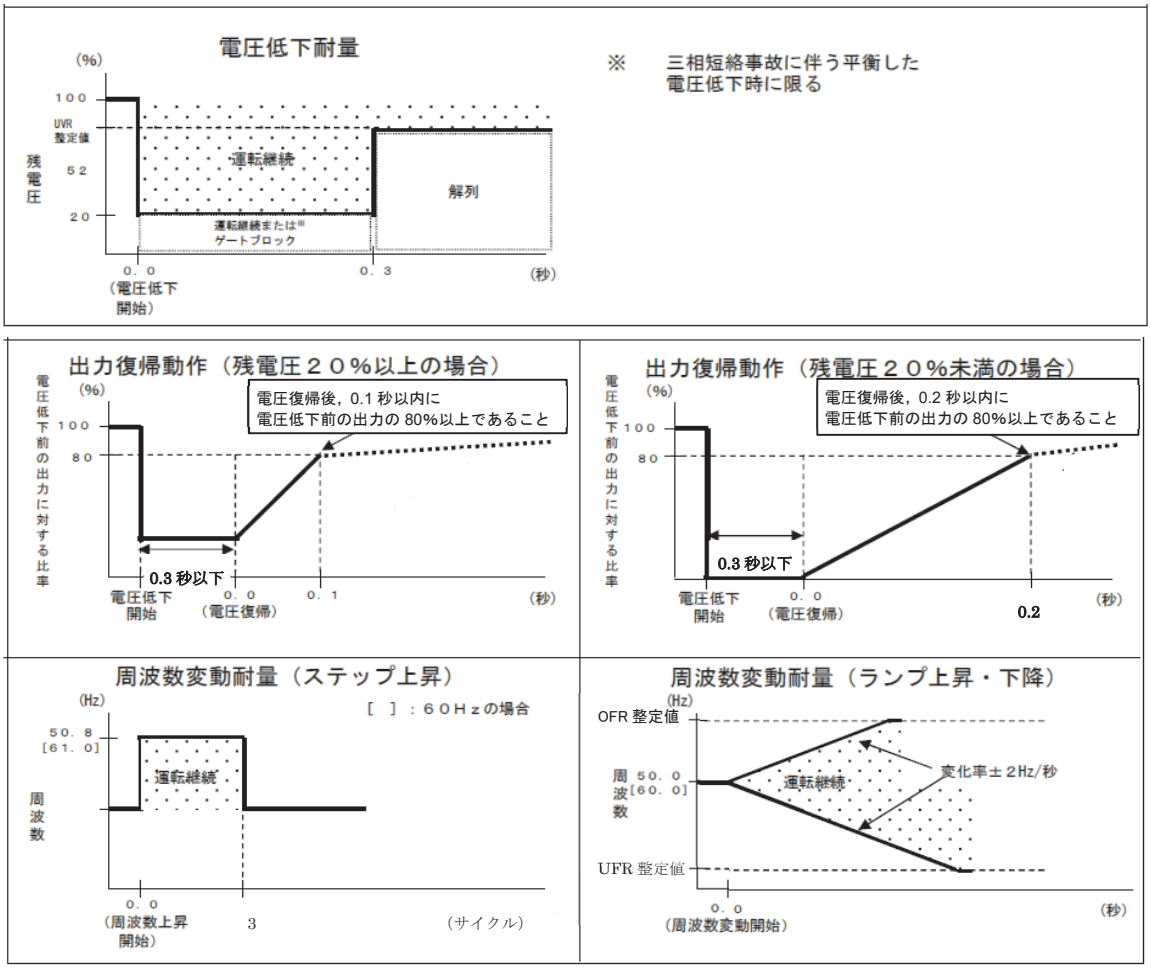

８　保護装置の設置

(1)　発電設備等故障対策

発電設備等故障時の系統保護のため，次に示す保護リレーを設置していただきます。ただし，発電設備等自体の保護装置により，検出できる場合は省略できることといたします。

a　発電設備等の発電電圧が異常に上昇した場合に，これを検出し時限をもって解列するための過電圧リレーを設置すること。

b　発電設備等の発電電圧が異常に低下した場合に，これを検出し時限を

もって解列するための不足電圧リレーを設置すること。

(2)　系統側短絡事故対策

連系する系統における短絡事故時の保護のため，次に示す保護リレーを設置していただきます。

a　同期発電機の場合は，連系する系統における短絡事故を検出し，発電設備等を解列するための短絡方向リレーを設置すること。

b　誘導発電機，二次励磁発電機及び逆変換装置を用いた発電設備等の場合は，連系する系統の短絡事故時に発電設備等の電圧低下を検出し，発電設備等を解列するための不足電圧リレーを設置すること。

(3)　系統側地絡事故対策

連系する系統における地絡事故時の保護のため，地絡過電圧リレーを設置していただきます。ただし，次のいずれかを満たす場合は，地絡過電圧リレーを省略できるものとします。

a　発電設備等の引出口にある地絡過電圧リレーにより系統側地絡事故が検出できる場合

b　逆変換装置を用いた発電設備等が構内低圧線に連系する場合であって，その出力容量が受電電力の容量に比べて極めて小さい場合

c　逆変換装置を用いた発電設備等が構内低圧線に連系する場合であって，その出力容量が 10kW 以下の場合

(4)　逆潮流が有る場合の単独運転防止対策

逆潮流が有る場合，単独運転防止のため，発電設備等故障対策用の過電圧

リレー及び不足電圧リレーに加えて，周波数上昇リレー及び周波数低下リレーを設置するとともに，転送遮断装置または次のすべての条件を満たす単独運転検出機能（能動的方式１方式以上を含む。）を有する装置を設置していただきます。ただし，専用線の場合は，周波数上昇リレーを省略できるものとします。

ａ　連系する系統のインピーダンスや負荷状況等を考慮し，確実に単独運転を検出できること。

ｂ　頻繁な不要解列を生じさせないこと。

ｃ　能動信号は，系統への影響が実態上問題とならないこと。

単独運転検出機能の整定値例は系統連系規程によります。

(5)　逆潮流が無い場合の単独運転防止対策

逆潮流が無い場合，単独運転防止のため，逆電力リレー及び周波数低下リレーを設置していただきます。ただし，専用線の場合であって，逆電力リレーまたは不足電力リレーにて単独運転を高速に検出できる場合は，周波数低下リレーを省略できるものとします。

なお，構内低圧線に連系する発電設備等において，その出力容量が受電電力の容量に比べて極めて小さく，単独運転検出機能（受動的方式及び能動的方式それぞれ１方式以上を含む。）を有する装置により高速に単独運転を検出し，発電設備等が停止，または解列する場合は，逆電力リレーを省略できるものといたします。

単独運転検出機能の整定値例は系統連系規程によります。

９　保護装置の設置場所

保護リレーは,受電地点または故障の検出が可能な場所に設置していただきます。

１０　解列箇所

保護装置が動作した場合の解列箇所は，原則として，系統から発電設備等を解列することができる次のいずれかの箇所としていただきます。なお，当社から解列箇所を指定させていただく場合があります。

(1)　受電用遮断器

(2)　発電設備等出力端遮断器又はこれと同等の機能を有する装置

(3)　発電設備等連絡用遮断器

(4)　母線連絡用遮断器

また，解列にあたっては，発電設備等を電路から機械的に切り離すことができ，かつ，電気的にも完全な絶縁状態を保持しなければならないため，原則として，半導体のみで構成された電子スイッチを遮断装置として適用することはできません。

１１　保護リレーの設置相数

保護リレーの設置相数は次のとおりとしていただきます。

(1)　地絡過電圧リレーは零相回路に設置すること。

(2)　過電圧リレー，周波数低下リレー，周波数上昇リレー及び逆電力リレーは，１相設置とすること。

(3)　短絡方向リレーは，３相設置とすること。ただし，連系する系統と協調を図ることができる２相設置とすることができる。

(4)　不足電圧リレーは，３相設置とすること。ただし，短絡方向リレーと協調を図ることができる場合は，１相設置とすることができる。

(5)　不足電力リレーは，２相設置とすること。

１２　自動負荷制限

発電設備等の脱落時等に連系する配電線や配電用変圧器等が過負荷になるおそれがある場合は，自動的に負荷を制限する対策を行っていただきます。

１３　線路無電圧確認装置の設置

発電設備等を連系する系統の再閉路時の事故防止のため，当該系統の配電用変電所の配電線引出口に線路無電圧確認装置を設置いたします。ただし，次のいずれかを満たす場合は，線路無電圧確認装置を省略できるものといたします。

(1)　専用線による連系であって，連系する系統の自動再閉路を必要としない場合

(2)　転送遮断装置及び単独運転検出機能（能動的方式に限る。）を有する装置を設置し，かつ，それぞれが別の遮断器により連系を遮断できる場合

(3)　２方式以上の単独運転検出機能（能動的方式１方式以上を含むものに限る。）を有する装置を設置し，かつ，それぞれが別の遮断器により連系を遮断できる場合

(4)　単独運転検出機能（能動的方式に限る。）を有する装置及び整定値が発電設備等の運転中における配電線の最低負荷より小さい逆電力リレーを設置し，かつ，それぞれが別の遮断器により連系を遮断できる場合

(5)　逆潮流がない場合であり，かつ，系統との連系に係わる保護リレー，計器用変流器，計器用変圧器，遮断器及び制御用電源配線が２系列化されており，これらが互いにバックアップ可能となっている場合。ただし，２系列目の上記装置については，次のうちいずれか１方式以上を用いて簡素化を図ることができる。

ａ　保護リレーの２系列目は，不足電力リレーのみとすることができる。

ｂ　計器用変流器は，不足電力リレーを計器用変流器の末端に配置した場合，１系列目と２系列目を兼用できる。

ｃ　計器用変圧器は，不足電圧リレーを計器用変圧器の末端に配置した場合，１系列目と２系列目を兼用できる。

１４　発電機運転制御装置の付加

(1)　周波数調整のための機能

ａ　出力低下防止機能

火力発電設備およびコージェネレーション（ガスタービン・ガスエンジンを採用したコージェネレーションを除く）は，周波数 49.0Hz までは発電機出力を低下しない，周波数 49.0Hz 以下については，1Hz 低下するごとに 5%以内の出力低下に抑える，または，一度出力低下しても回復

する機能もしくは装置を具備すること。

なお，周波数変動に鋭敏な負荷設備や，構内設備（発電用所内電源を除く）への電源供給維持のため，自立運転に移行する必要がある自家用発電設備等については，対策内容を協議させていただきます。

１５　接地方式

接地方式は，連系する系統に適合した方式としていただきます。

１６　直流流出防止変圧器の設置

逆変換装置を用いて発電設備等を連系する場合は，逆変換装置から直流が系統へ流出することを防止するために，受電地点と逆変換装置との間に変圧器（単巻変圧器を除きます。）を設置していただきます。

ただし，次のすべての条件に適合する場合は，変圧器の設置を省略することができます。

(1)　逆変換装置の交流出力側で直流を検出し，交流出力を停止する機能を有すること。

(2)　逆変換装置の直流回路が非接地であること，または逆変換装置に高周波変圧器を用いていること。

なお，設置する変圧器は，直流流出防止専用である必要はありません。

１７　電圧変動対策

(1)　常時電圧変動対策

連系する系統における低圧需要家の電圧を適正値（標準電圧 100V に対しては 101±6V，標準電圧 200V に対しては 202±20V）以内に維持する必要があるため，発電設備等の解列による電圧低下や逆潮流による系統の電圧上昇等により適正値を逸脱するおそれがあるときは，次に示す電圧変動対策を行っていただきます。なお，これにより対応できない場合には，配電線新設による負荷分割等の配電線増強や専用線による連系を行うなどの対策を行います。

a　発電設備等の脱落等により低圧需要家の電圧が適正値を逸脱するおそれがあるときには，自動的に負荷を制限する。または，適正な電圧が維持できる範囲まで自動的に負荷を制限する自動負荷遮断装置を設置すること。

b　発電設備等の逆潮流により低圧需要家の電圧が適正値を逸脱するおそれがあるときには，自動的に電圧を調整すること。

なお，自動的に電圧を調整する対策等とは，発電設備等の進相または遅相運転，力率改善用コンデンサの制御，パワーコンディショナー（PCS）の力率一定制御【80%～100%（1%刻み）】（進相または遅相運転）あるいは SVC などによる対策であること。

また，受電点および発電端の力率は，協議により決定することとするが，高圧配電線等の系統状況により個別に力率値を指定する場合には，力率値を変更すること。

この自動電圧調整の手段としては，逆潮流電力の大きさや発電設備等の形

式により，以下の４方式などから選択することとなる。

（a） 発電設備等を一定の遅相で運転して，一定値以上の逆潮流が発生するときに力率改善用コンデンサ（一般には開放）で受電点の力率を所定力率に調整していただきます。

（b） 発電設備等を一定の進相で運転して，一定値以上の逆潮流が発生するときに力率改善用コンデンサで受電点の力率を所定力率に調整していただきます。

（c） 一定値以上の逆潮流が発生するときに，力率改善用コンデンサを一定値まで減じ，かつ発電設備等の無効電力出力を制御して受電点の力率を所定力率に調整していただきます。ただし，発電設備等の無効電力出力が限界値となる場合には，有効電力を減ずることで電圧上昇の抑制をするとともに受電点の力率を所定力率に調整していただきます。

（d） PCS の力率一定制御【80%～100%（1%刻み）】（進相または遅相運転）又は SVC の制御などにより，受電点の力率を所定力率に調整していただきます。

(2) 瞬時電圧変動対策

発電設備等の並解列時の瞬時電圧変動は常時電圧の 10%以内とし，次に示す対策を行っていただきます。

a 同期発電機の場合は，制動巻線付きのもの（制動巻線を有しているものと同等以上の乱調防止効果を有する制動巻線付きでない同期発電機を含む。）とするとともに自動同期検定装置を設置すること。

b　二次励磁制御巻線形誘導発電機の場合は，自動同期検定機能を有するものを用いること。

c　誘導発電機の場合で，並列時の瞬時電圧低下により系統の電圧が常時電圧から10%を超えて逸脱するおそれがあるときは，限流リアクトル等を設置すること。なお，これにより対応できない場合には，同期発電機を用いる等の対策を行うこと。

d　自励式の逆変換装置を用いた発電設備等の場合は，自動的に同期する機能を有するものを用いること。

e　他励式の逆変換装置を用いた発電設備等の場合で，並列時の瞬時電圧低下により系統の電圧が常時電圧から 10%を超えて逸脱するおそれがあるときは，限流リアクトル等を設置すること。

f　発電設備等の出力変動や頻繁な並解列が問題となる場合は，出力変動の抑制や並解列の頻度を低減する対策を行うこと。

g　連系用変圧器加圧時の励磁突入電流による瞬時電圧低下により，系統の電圧が常時電圧から10%を超えて逸脱するおそれがあるときは，その抑制対策を実施すること。

(3)　電圧フリッカ対策

発電設備等を設置する場合は，発電設備等の頻繁な並解列や出力変動，単独運転検出機能（能動方式）による電圧フリッカにより適正値を逸脱するおそれがあるときは，次に示す電圧フリッカ対策などを行っていただきます。

a　風力発電設備等の頻繁な並解列により電圧フリッカが適正値を逸脱するおそれがあるときには，SVC などの設置やサイリスタ等によるソフトスタート機能を有する装置の設置，配電線の太線化などによる系統インピーダンスの低減などの対策を行うこと。なお，これにより対応できない場合には，配電線の増強などを行うか，専用線による連系とする。

b　風力発電設備等の出力変動により電圧フリッカが適正値を逸脱するおそれがあるときには，SVC などの設置や配電線の太線化などによる系統インピーダンスの低減などの対策を行うこと。なお，これにより対応できない場合には,配電線の増強などを行うか,専用線による連系とする。

c　単独運転検出機能（能動的方式）による電圧フリッカにより適正値を逸脱するおそれがあるときは，系統や当該発電設備等設置者以外の者への悪影響がない範囲の能動信号の変動量や正帰還ゲインの大きさとすること。また，連系当初は許容できる範囲の能動信号であっても，将来の系統状況の変化や発電設備等の連系量増加などによって，配電線に注入する無効電力の注入量が過剰となり，連系当初は発振しない発電設備等も含め無効電力が発振し電圧フリッカが発生することがあるため，能動信号の変動量や正帰還ゲインの大きさを変更できる機構としておくこと。

また，単独運転検出機能（能動的方式）による電圧フリッカにより，系統運用に支障が発生した場合又は発生するおそれがある場合には，発電設備等設置者は当社と協議のうえ，単独運転検出に影響の無い範囲で，能動信号の変動量や正帰還ゲインの大きさの変更などにより，配電線に注入す

る無効電力の注入量を低減するなどの対策を講じていただきます。なお，ソフトウェア改修不可などで対応できない場合については，機器取替や対応時期などを含めて個別に協議させていただきます。

[対策要否の判定基準例]

受電点における電圧フリッカレベル（ΔＶ10）を0.45Ｖ以下（当該設備のみの場合は，0.23Ｖ以下）に維持する。

１８　短絡容量

発電設備等の連系により系統の短絡容量が他者の遮断器の遮断容量等を上回るおそれがある場合は，短絡電流を制限する装置（限流リアクトル等）を設置していただきます。

１９　発電機定数・諸元

発電機並列時の短絡電流抑制対策等の面から，発電機定数を当社から指定させていただく場合があります。

また，当社の求めに応じて，次の諸元を提出していただきます。（第３者認証機関発行の認証証明書による提供可）

電源種	設備	諸元
共通	発電プラント	定格（定格容量，定格出力，台数，定格電圧）
		最低出力
		所内負荷（定格，最低）
		力率（定格，運転可能範囲）
		運転可能周波数の範囲

電源種	設備	諸元
		単線結線図，系統並解列箇所
	構内設備	自家消費電力の最大値，最小値
		総合負荷力率
		高調波発生機器と高調波対策資料
		電圧フリッカの発生源と対策設備資料
	受電用変圧器，連系用変圧器	定格（定格容量，定格電圧）
		インピーダンス（変圧器定格容量ベース）
		制御方式，整定値
	調相設備	定格（容量，台数）
	遮断器	定格（遮断電流，遮断時間）
		自動同期検定装置の有無
	保護装置	設置要素
		設置場所
		設置相数
		解列箇所
		整定範囲
		整定値
		CT 比，VT 比
		シーケンスブロック
誘導機	発電プラント	拘束リアクタンス
		限流リアクトル容量
同期機	発電プラント	各種内部リアクタンス
		各種短絡時定数・開路時定数
		慣性定数（発電機＋タービン）
		制動巻線の有無
	制御装置	ガバナ系ブロック（調定率，GF 幅，CV，ICV モデルを含む）
		励磁系ブロック（AVR，PSS，PSVR）
		FRT 要件の適用有無

電源種	設備	諸元
逆変換装置	発電プラント制御装置	メーカ，型式
		単独運転検出方式，整定値
		逆変換装置の容量
		通電電流制限値
		FRT 要件の適用有無
風力	発電プラント制御装置	発電機の出力特性
		出力変動対策の方法
		蓄電池，ウィンドファームコントローラーの有無
蓄電池	発電プラント	蓄電容量
二次励磁機	発電プラント	拘束リアクタンス

また，必要に応じて，記載されていない諸元等，最新の諸元等を提供していただくことがあります。

２０　昇圧用変圧器

短絡電流抑制対策や発電機並列時の電圧低下対策等の面から，昇圧用変圧器のインピーダンス等を当社から指定させていただく場合があります。

また，電圧タップ値等を指定させていただく場合があります。

２１　連絡体制

(1)　発電者の構内事故及び系統側の事故等により，連系用遮断器が動作した場合等（サイバー攻撃により設備異常が発生し，または発生する恐れがある場合を含みます。）には，当社と発電者との間で迅速かつ的確な情報連絡を行ない，速やかに必要な措置を講ずる必要があります。このため，発

電者の技術員駐在箇所等と当社との間には，保安通信用電話設備を設置していただきます。

ただし，保安通信用電話設備は次のうちいずれかを用いることができます。

a　専用保安通信用電話設備

b　電気通信事業者の専用回線

c　次の条件をすべて満たす場合においては，一般加入電話または携帯電話

(a)　発電者側の交換機を介さず直接技術員との通話が可能な方式（交換機を介する代表番号方式ではなく，直接技術員駐在箇所へつながる単番方式）とし，発電設備等の保守監視場所に常時設置されていること。

(b)　話中の場合に割り込みが可能な方式（キャッチホン等）であること。

(c)　停電時においても通話可能なものであること。

(d)　災害時等において当社と連絡が取れない場合には，当社との連絡が取れるまでの間，発電設備等の解列または運転を停止すること。また，保安規程上明記されていること。

(2)　当社が系統運用上必要な情報を収集するため，テレメータ装置を設置していただきます。なお，当社が系統運用上必要な情報とは，以下のとおりとなります。

a　情報種別：テレメータ

b　情報内容：受電地点の有効電力，受電地点の電力量

２２　バンク逆潮流の制限

配電用変電所のバンクにおいて逆潮流が発生すると，電力品質面及び保護協調面で問題が生じるおそれがあることから，原則として逆潮流が生じないよう発電設備等設置者で発電・放電出力を抑制していただきます。ただし，配電用変電所に保護装置等を設置することにより，電力品質面及び保護協調面で問題が生じないよう対策を行う場合はこの限りではありません。

２３　サイバーセキュリティ対策

事業用電気工作物（発電事業の用に供するものに限る。）は，電気事業法に基づき，「電力制御システムセキュリティガイドライン」に準拠した対策を講じていただきます。

自家用電気工作物（発電事業の用に供するもの及び小規模事業用電気工作物を除く。）に係る遠隔監視システム及び制御システムは，「自家用電気工作物に係るサイバーセキュリティの確保に関するガイドライン」に準拠した対策を講じていただきます。

上記以外の発電設備等については，サイバー攻撃による発電設備等の異常動作を防止し，または発電設備等がサイバー攻撃を受けた場合に速やかな異常の除去，影響範囲の局限化などを行うために次のとおり，適切なサイバーセキュリティ対策を講じていただきます。

(1)　外部ネットワークや他ネットワークを通じた発電設備等の制御に係るシステムへの影響を最小化するための対策を講じること。

(2)　発電設備等の制御に係るシステムには，マルウェアの侵入防止対策を講じること。

(3)　発電設備等に関し，セキュリティ管理責任者を設置すること。

２４　電力品質に関する対策

発電者の発電設備等からの出力により，当社配電用変電所バンクにおいて逆潮流が発生すると，電圧管理面や保護協調面で問題が生ずるおそれがあることから，発電者側で発電・放電出力を抑制するなどの措置をしていただきます。ただし，電圧管理面や保護協調面で問題が生じないような対策が可能な場合はこの限りではございません。

(1)　高周波障害対策

逆変換装置を用いた発電設備等を連系する場合には，高周波電磁障害及び伝導障害が発生しないよう，対策を行っていただきます。

(2)　その他

負荷設備を有する発電者は，「Ⅵ　需要者設備（高圧)」に準じた対策を実施していただきます。

Ⅳ　発電者設備（特別高圧）

１　電気方式

発電設備等の電気方式は，最大使用電力に比べ発電設備等の容量が非常に小さく，相間の不平衡による影響が実態上問題とならない場合を除き，連系する系統の電気方式（交流三相３線式）と同一としていただきます。

２　運転可能周波数・並列時許容周波数

(1)　運転可能周波数

発電設備等の連続運転可能周波数及び運転可能周波数は，次のとおりとしていただきます。

連続運転可能周波数：48.5Hz を超え 50.5Hz 以下

運転可能周波数　　：47.5Hz 以上 51.5Hz 以下

周波数低下時の運転継続時間は，48.5Hz では 10 分程度以上，48.0Hz では１分程度以上とすること。

周波数低下リレーの整定値は，原則として，検出レベルを 47.5Hz，検出時限を自動再閉路時間と協調が取れる範囲の最大値とすること。（協調が取れる範囲の最大値：２秒以上）

(2)　並列時許容周波数

系統周波数を適正値に維持する必要があるため，並列時の周波数は並列時許容周波数以内としていただきます。なお，並列時許容周波数は，標準周波数+0.1Hz 以下（設定可能範囲：標準周波数+0.1～+1.0Hz）とします。ただし，離

島など系統固有の事由等により個別に協議させていただく場合があります。

３　力率

発電者の受電地点における力率は，連系する系統の電圧を適切に維持できるように定めるものとし，必要な場合は当社からの求めに応じて，力率を変更できるものとしていただきます。発電設備等の安定に運転できる範囲は，原則として発電設備等側からみて遅れ力率 90%～進み力率 95%としていただきます。

逆潮流が無い場合は，原則として受電地点における力率を系統側からみて遅れ 85%以上とするとともに，系統側からみて進み力率にならないようにしていただきます。

４　高調波

逆変換装置（二次励磁発電機の系統側変換装置を含みます。）を用いた発電設備等を設置する場合は，逆変換装置本体（フィルター類を含みます。）の高調波流出電流を総合電流歪率５%，各次電流歪率３%以下としていただきます。また，その他の高調波発生機器を用いた電気設備を設置する場合には，「Ⅶ需要者設備（特別高圧）」に準じた対策を実施していただきます。

５　需給バランス制約による発電設備等の出力の抑制

逆潮流のある発電設備等のうち，太陽光発電設備及び風力発電設備ならびに蓄電池には，当社の求めに応じて，当社からの遠隔制御により 0%から 100%の範囲（1%刻み）で発電出力（自家消費分を除くことも可）の抑制ができる機

能を有する逆変換装置やその他必要な設備を設置する等の対策を実施していただきます。なお，ウィンドファームとしての運用がない風力発電所やウィンドファームコントローラーがない風力発電所については，技術的制約を踏まえ個別に協議させていただきます。

逆潮流のある火力発電設備及びバイオマス発電設備（ただし，再生可能エネルギー特別措置法施行規則に定める地域資源バイオマス電源であって，燃料貯蔵や技術に由来する制約等により出力の抑制が困難なものを除く）は，発電出力を技術的に合理的な範囲で最大限抑制し，その最低出力を発電端の定格出力に対して，火力発電設備（混焼バイオマス発電設備含む）については多くとも 30%以下，バイオマス発電設備については多くとも 50%以下に抑制するために必要な機能を具備していただきます。なお，停止による対応も可能とします。自家消費を主な目的とした発電設備等については，個別の事情を踏まえ対策の内容を協議させていただきます。実証設備の実証期間中の扱いについては，技術的制約を踏まえ個別に協議させていただき，実証期間終了後は，再協議させていただきます。

6　送電容量制約による発電設備等の出力の抑制

逆潮流のある発電設備等には，当社の求めに応じて，当社からの遠隔制御により，送電容量制約による出力の抑制ができる機能を有する装置やその他必要な装置を設置する等の対策を行っていただきます。

7　不要解列の防止

(1)　保護協調

発電設備等の故障または系統の事故時に，事故の除去，事故範囲の局限化，系統運用の安定・公衆保安の確保などを行うために，次の考え方に基づき保護協調を図っていただきます。なお，構内設備の故障に対しては，「Ⅶ　需要者設備（特別高圧)」に準じた対策を実施していただきます。

a　発電設備等の異常及び故障に対しては，この影響を連系する系統へ波及させないために，発電設備等を当該系統から解列すること。

b　連系する系統に事故が発生した場合は，原則として当該系統から発電設備等を解列すること。ただし，再閉路方式によっては，解列が不要な場合もある。

c　上位系統事故，連系する系統の事故などにより当該系統の電源が喪失した場合であって単独運転が認められない場合には，発電設備等が解列し単独運転が生じないこと。

d　連系する系統における事故後再閉路時に，原則として発電設備等が当該系統から解列されていること。

e　連系する系統以外の事故時には，原則として発電設備等は解列しないこと。

f　連系する系統から発電設備等が解列する場合には，逆電力リレー，不足電力リレー等による解列を，自動再閉路時間より短い時限かつ過渡的な電力変動による当該発電設備等の不要な遮断を回避できる時限で行うこ

と。

(2)　事故時運転継続

系統事故による広範囲の瞬時電圧低下や周波数変動等により，発電設備等の一斉解列や出力低下継続等が発生し，系統全体の電圧・周波数維持に大きな影響を与えることを防止するため，発電設備等の種別毎に定められる事故時運転継続要件（以下,「FRT 要件」といいます。）を満たしていただきます。なお，満たすべき FRT 要件は次のとおりです。

<table>
<tr><td colspan="2" rowspan="3">発電設備等</td><td colspan="3">電圧低下</td><td rowspan="2">周波数変動
（運転継続）</td></tr>
<tr><td colspan="2">三相短絡を想定</td><td>二相短絡を想定</td></tr>
<tr><td>残電圧 20%以上
（運転継続）</td><td>残電圧 20%未満
（運転継続またはｹﾞｰﾄﾌﾞﾛｯｸ）</td><td>残電圧 52%以上・位相変化 41 度以下(運転継続)</td><td>50Hz 系統</td></tr>
<tr><td rowspan="5">単相</td><td>太陽光</td><td rowspan="5">低圧単相に準ずる</td><td rowspan="5">低圧単相に準ずる</td><td rowspan="5">低圧単相に準ずる</td><td rowspan="5">低圧単相に準ずる</td></tr>
<tr><td>風力</td></tr>
<tr><td>蓄電池</td></tr>
<tr><td>燃料電池</td></tr>
<tr><td>ガスエンジン</td></tr>
<tr><td rowspan="5">三相</td><td>太陽光</td><td rowspan="5">高圧三相に準ずる</td><td rowspan="5">高圧三相に準ずる</td><td rowspan="5">高圧三相に準ずる</td><td rowspan="5">高圧三相に準ずる</td></tr>
<tr><td>風力</td></tr>
<tr><td>蓄電池</td></tr>
<tr><td>燃料電池</td></tr>
<tr><td>ガスエンジン</td></tr>
</table>

(3)　電圧・周波数変動による不要解列の防止

作業停止や需要増加などに伴い，電圧・周波数変動が継続する状況においても，発電設備等の不要解列による系統電圧・周波数維持への影響を防止するため，以下の端子電圧および周波数変動範囲においては，発電設備等を連続運転し，発電設備等の保護装置等による解列を行わないものとし

ていただきます。

また，これを超える端子電圧および周波数変動においても，設備に支障が無い範囲で運転を継続していただきます。

なお，電圧・周波数変動に鋭敏な負荷設備や，構内設備（発電用所内電源を除く）への電源供給維持のため，自立運転に移行する必要がある自家用発電設備等については，対策内容を協議させていただきます。

同期発電機・誘導発電機

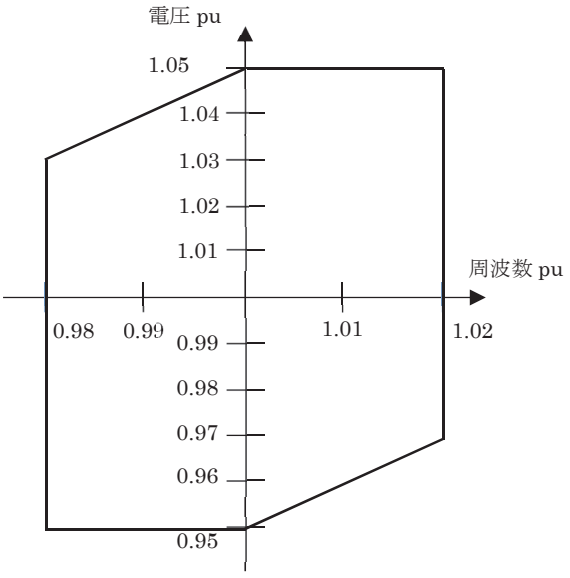

逆変換装置

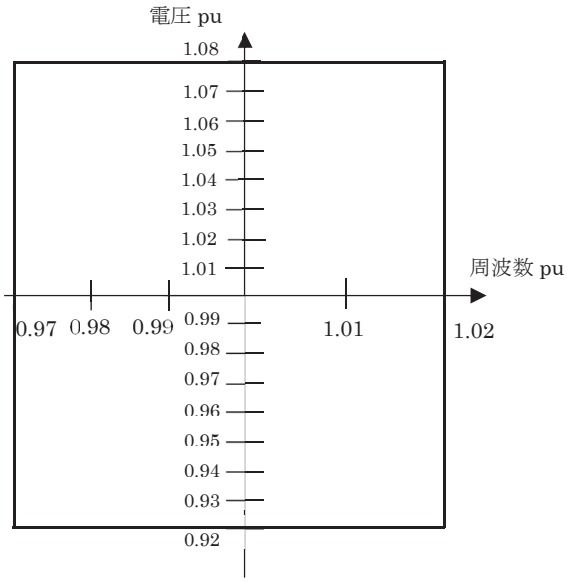

ただし，周波数変動範囲に対しては，「Ⅳ－２運転可能周波数・並列時許容周波数（１）運転可能周波数」に準じた対策を実施していただきます。

８　保護装置の設置

発電者の発電設備等故障時，発電者の連系設備事故時の系統保護または系統事故時の保護のため，次の保護リレーを設置していただきます。また，受電電圧が 22kV で，当社変電所において逆潮流が生じる場合は，系統運用や保護

協調上（単独運転防止を含む。）の支障を及ぼさないような対策を実施させていただきます。

(1)　発電設備等故障対策

発電設備等故障時の系統保護のため過電圧リレー及び不足電圧リレーを設置していただきます。ただし，発電設備等自体の保護装置により検出・保護できる場合は省略することができます。

(2)　系統側事故対策

a　短絡保護

系統の短絡事故時の保護のため，次の保護リレーを設置していただきます。なお，必要に応じて連系する系統と同じ方式の保護リレーを設置していただきます。

(a)　同期発電機を用いる場合

連系する系統の短絡事故を検出し，発電設備を解列することのできる短絡方向リレーを設置していただきます。当該リレーが有効に機能しない場合は，短絡方向距離リレーまたは電流差動リレーを設置していただきます。

(b)　誘導発電機，二次励磁発電機又は逆変換装置を用いる場合

連系する系統の短絡事故時に，発電電圧の異常低下を検出し解列することのできる不足電圧リレーを設置していただきます。

なお，この不足電圧リレーは発電設備等事故対策用の不足電圧リレーと兼用することができます。

連系する系統の保護方式に応じ，主保護として，当社側と同じ保護リレー（電流差動リレー，方向比較リレー，回線選択リレー，環線系統保護リレー）を採用していただきます。この場合，電流差動リレー，方向比較リレー，回線選択リレーについては，発電者側で設置していただきますが，環線系統保護リレーについては，当社で設置させていただきます。

なお，電流差動リレー，方向比較リレーについては，当社が採用するリレーと同じ仕様で設置していただきます。

また，電流差動リレー，方向比較リレー及び環線保護リレーの後備保護として，短絡方向距離リレー（または短絡方向リレー）を設置していただきます。

b　地絡保護

系統の地絡事故時の保護のため，発電設備等の種類に関わらず，次の保護リレーを設置していただきます。なお，必要に応じて連系する系統と同じ方式の保護リレーを設置していただきます。

中性点直接接地方式の系統に連系する場合は，電流差動リレーを設置していただきます。

中性点直接接地方式以外の系統に連系する場合は，地絡過電圧リレーを設置していただきます。当該リレーが有効に機能しない場合は，地絡方向リレーまたは電流差動リレーを設置していただきます。

ただし，次のいずれかを満たす場合は，地絡過電圧リレーを省略するこ

とができます。

イ　発電機引出口にある地絡過電圧リレーにより連系する系統の地絡事故を検出できる場合

ロ　発電設備等の出力が構内の負荷より小さく周波数低下リレーにより高速に単独運転を検出し解列することができる場合

ハ　逆電力リレー，不足電力リレーまたは受動的方式の単独運転防止機能を有する装置により高速に単独運転を検出し解列することができる場合

なお，連系当初は地絡過電圧リレーを省略可能な場合であっても，その後構内の負荷状況の変更や電力系統の変更などによって，地絡過電圧リレーの省略要件を満たさなくなった場合は，発電者，発電設備等を系統連系する需要者または契約者の責任において，地絡過電圧リレーを設置すること。

連系する系統と同じ方式の保護リレーが必要な場合は次のとおりとなります。

(a)　受電電圧 154kV 以下の場合（中性点直接接地方式以外）

連系する系統の保護方式に応じ，主保護として，当社側と同じ保護リレー（電流差動リレー，方向比較リレー，回線選択リレー，環線系統保護リレー）を採用していただきます。この場合，電流差動リレー，方向比較リレー，回線選択リレーについては，発電者側で設置していただきますが，環線系統保護リレーについては，当社で設置させていただきま

す。

なお，電流差動リレー，方向比較リレーについては，当社が採用するリレーと同じ仕様で設置していただきます。

また，電流差動リレー，方向比較リレー及び環線保護リレーの後備保護として，地絡方向リレー（または地絡過電圧リレー）を設置していただきます。

(b)　受電電圧 275kV 以上の場合（中性点直接接地方式）

連系する系統の保護方式に応じ，主保護として，当社側と同じ保護リレー（電流差動リレー，方向比較リレー）を当社が採用するリレーと同じ仕様で設置していただきます。また，後備保護として，地絡方向距離リレーを設置していただきます。

c　系列数

154kV 以下の系統へ連系する場合，系統保護リレーを１系列設置していただきます。

ただし，主保護リレー不動作時に，後備保護リレーにより電源が喪失すると系統に大きな影響を及ぼすおそれがある場合は，主保護リレーを２系列設置していただくことがあります。

275kV 以上の系統へ連系する場合は，主保護として電流差動リレーを２系列設置していただきます。後備保護として短絡方向距離リレーと地絡方向距離リレーを２系列設置していただきます。

(3)　単独運転防止対策

ａ　逆潮流がある場合

適正な電圧・周波数を逸脱した単独運転を防止するため，周波数上昇リレー及び周波数低下リレーまたは転送遮断装置を設置していただきます。また，周波数上昇リレー及び周波数低下リレーは，単独運転状態になった場合に系統電圧が定格電圧の 40%程度まで低下したとしても周波数を検出可能なものとしていただきます。なお，上記特性を有しないときは，単独運転状態になった場合に系統等に影響を与えるまでに低下した系統電圧を検出可能な不足電圧リレーと組み合わせて補完しながら使用していただきます。なお，必要により周波数上昇リレー及び周波数低下リレーに加えて転送遮断装置を設置していただく場合があります。

また，単独系統を復旧（本系統へ再並列）するにあたり，系統電源と当該発電設備等の周波数，電圧及び位相差が合致しない場合には，当社からの指令を受け，当該発電設備等を速やかに単独系統から解列していただきます。

ｂ　逆潮流がない場合

単独運転防止のため，周波数上昇リレー及び周波数低下リレーを設置していただきます。ただし，発電設備等の出力容量が系統の負荷と均衡する場合であって，周波数上昇リレーまたは周波数低下リレーにより検出・保護できないおそれがあるときは，逆電力リレーを設置していただきます。

(4)　事故波及防止対策

発電機が脱調したときの事故波及を防止するため，脱調分離リレーを必

要により設置していただく場合があります。

(5)　構内設備事故対策

構内設備事故対策として「Ⅶ　需要者設備（特別高圧)」に準じた対策を実施していただきます。

(6)　事故除去時間

中性点直接接地系統においては,同期安定度確保,瞬時電圧低下の影響,電磁誘導障害対策面で高速な事故除去が求められるため，連系点および同一電圧階級設備の遮断器，保護リレーの動作時間を以下の通りとしていただきます。

遮断器：2 サイクル以内

保護リレー（短絡・地絡事故除去用）：2 サイクル以内

なお，上記を基本とし，中性点直接接地系統以外を含め，系統固有の事由等により個別に協議させていただく場合があります。

９　再閉路方式

自動再閉路を実施している送電線へ連系する場合で，自動再閉路方式を採用する場合は,連系送電線の再閉路方式と協調を図り,必要な設備を設置していただきます。

当社の送電線で採用している標準の再閉路方式は，以下の通りです。

(1)　22kV,66kV 送電線　三相再閉路方式　（低速）

(2)　154kV 送電線　　三相再閉路方式（一部単相再閉路方式）　（中速）

(3)　275kV 以上送電線　多相，三相あるいは単相再閉路方式　　（高速）

なお，再閉路方式の運用にあたっては，発電設備の回転軸強度等に支障が無いようにしていただきます。

１０　保護装置の設置場所

保護リレーは，受電地点または故障の検出が可能な場所に設置していただきます。

１１　解列箇所

保護装置が動作した場合の解列箇所は，原則として，系統から発電設備等を解列することができる次のいずれかの箇所としていただきます。なお，当社から解列箇所を指定させていただく場合があります。

(1)　受電用遮断器

(2)　発電設備等出力端遮断器

(3)　発電設備等連絡用遮断器

(4)　母線連絡用遮断器

また，解列にあたっては，発電設備等を電路から機械的に切り離すことができ，かつ，電気的にも完全な絶縁状態を保持しなければならないため，原則として，半導体のみで構成された電子スイッチを遮断装置として適用することはできません。

１２　保護リレーの設置相数

保護リレーの設置相数は次のとおりとしていただきます。

(1)　地絡過電圧リレー，地絡方向リレー，地絡検出用電流差動リレー及び地絡検出用回線選択リレーは零相回路に設置すること。

(2)　過電圧リレー，周波数低下リレー，周波数上昇リレー及び逆電力リレーは１相設置とすること。

(3)　不足電力リレーは２相設置とすること。

(4)　短絡方向リレー，不足電圧リレー，短絡検出・地絡検出兼用電流差動リレー，短絡検出用電流差動リレー，短絡方向距離リレー，短絡検出用回線選択リレー及び地絡方向距離リレーは３相設置とすること。

１３　自動負荷制限・発電抑制

(1)　発電設備等の脱落時等に主として連系する送電線及び変圧器等が過負荷になるおそれがある場合は，自動的に負荷を制限する対策を行っていただきます。

また，系統事故等により他の送電線及び変圧器等が過負荷になるおそれがある場合，または系統の安定度や周波数等が維持できないおそれがある場合には，自動で発電抑制もしくは発電遮断または発電増出力（揚水遮断および蓄電池の充電停止を含む）を行っていただくことがあります。

なお，この場合発電場所に必要な装置を設置していただきます。

ただし，出力変動緩和対策として設置していただく蓄電池については，充電を停止することにより，出力変動緩和の機能を喪失することになるた

め，本要件の適用範囲外とします。

(2)　あらかじめ当社が指定した送電線１回線，変圧器１台，その他の電力設備の単一故障の発生時に保護装置により行なわれる速やかな発電抑制または発電遮断（以下「Ｎ－１電制」といいます。）を実施することで，運用容量を拡大することが効率的な設備形成に資すると当社が判断した場合，Ｎ－１電制を実施するために発電設備等に設置する制御装置等（以下「Ｎ－１電制装置」といいます。）を設置することが適当であると判断した発電設備等を指定して，当該発電設備等を維持および運用する発電者または新規に送電系統への連系を行なう発電者に対して，Ｎ－１電制装置の設置を求めることがあります。この場合，正当な理由がない限り，発電場所へのＮ－１電制装置の設置およびその他Ｎ－１電制の実施に必要な対応をしていただきます。

１４　線路無電圧確認装置の設置

発電設備等を連系する変電所の引出口に線路無電圧確認装置が設置されていない場合には，再閉路時の事故防止のために，発電設備等を連系する変電所の引出口に線路無電圧確認装置を設置いたします。なお，この場合はその費用を発電者側に負担していただきます。ただし，次のいずれかを満たす場合は，線路無電圧確認装置を省略できるものといたします。

(1)　逆潮流が無い場合であって，電力系統との連系に係る保護リレー，計器用変流器，計器用変圧器，遮断器及び制御用電源配線が，相互予備となる

ように２系列化されているとき。ただし，次のいずれかにより簡素化を図ることができる。

a　２系列の保護リレーのうちの１系列は，不足電力リレーのみとすることができる。

b　計器用変流器は，不足電力リレーを計器用変流器の末端に配置する場合，１系列目と２系列目を兼用できる。

c　計器用変圧器は，不足電力リレーを計器用変圧器の末端に配置する場合，１系列目と２系列目を兼用できる。

(2)　受電電圧が 22kV で系統運用や保護協調上の支障を及ぼすおそれのある系統に連系する場合であって，２方式以上の単独運転検出機能（能動的方式１方式以上を含む。）を設置し，それぞれが別の遮断器により発電設備等を解列する場合など，条件によっては線路無電圧確認装置の設置は不要となります。

１５　発電機運転制御装置の付加

(1)　系統安定化，潮流制御のための機能

系統安定化，潮流制御等の理由により運転制御が必要な場合には，以下の機能を具備した運転制御装置を設置していただきます。なお，設置については個別に協議させていただきます。

a　超速応励磁制御方式

(a)　受電電圧が 275kV 以上の発電者の発電機には，超速応励磁制御方式

を採用していただきます。

(b)　受電電圧が 154kV 以下の発電者の発電機でも，必要により，超速応励磁制御方式を採用していただく場合があります。

b　系統安定化装置（PSS）

(a)　超速応励磁制御方式など，応答速度の速い励磁方式（励磁系電圧応答時間が 0.1 秒以下の励磁方式）を採用する発電機には，系統安定化装置（PSS）を設置していただきます。

(b)　上記 a 以外の励磁制御方式を採用する発電機でも，当該発電機の安定運転上あるいは連系する系統の安定度上必要な場合は，PSS を設置していただくことがあります。

(c)　連系する系統の広域的な安定度上必要な場合は，複数入力 PSS を設置していただくことがあります。

（なお，PSS とは，電力系統の事故等によって生じる発電機の出力動揺を速やかに収斂させるため，端子電圧を制御する装置で，Power System Stabilizer のことです。）

c　励磁系頂上電圧

必要により，励磁系頂上電圧を指定させていただく場合があります。

(2)　周波数調整のための機能

火力発電設備，混焼バイオマス発電設備（地域資源バイオマス発電設備を除く）及び揚水発電設備（発電方向）については，以下の周波数調整機能を具備していただきます。なお，その他の発電設備等については，個別に

協議させていただきます。

a　火力発電設備及び混焼バイオマス発電設備（地域資源バイオマス発電設備を除く）

(a)　ガバナフリー運転

タービンの調速機（ガバナ）を系統周波数の変動に応じて発電機出力を変化させるように運転（ガバナフリー運転）する機能を具備すること。

(b)　LFC（Load Frequency Control：負荷周波数制御）機能

当社からの LFC 信号に追従し，発電機出力を変動させる機能を具備すること。

(c)　周波数変動補償機能

標準周波数±0.2Hz を超えた場合，系統の周波数変動により，ガバナで調整した出力を発電所の自動出力制御装置が，出力指令値に引き戻すことがないように，ガバナによる出力変動相当を出力指令値に加算する機能を具備すること。

(d)　EDC（Economic load Dispatching Control：経済負荷配分制御）機能

当社からの出力指令値に発電機出力を自動追従制御する機能を具備すること。

(e)　出力低下防止機能

火力発電設備及びコージェネレーション（ガスタービン・ガスエンジンを採用した 60MW 未満のコージェネレーションを除く）は，周波数

49.0Hz までは発電機出力を低下しない，周波数 49.0Hz 以下については，1Hz 低下するごとに 5%以内の出力低下に抑える，または，一度出力低下しても回復する機能もしくは装置を具備すること。

なお，周波数変動に鋭敏な負荷設備や，構内設備（発電用所内電源を除く）への電源供給維持のため，自立運転に移行する必要がある自家用発電設備等については，対策内容を協議させていただきます。

具体的な発電設備の性能は，次のとおりです。ただし，系統の電源構成の状況等，必要に応じて別途協議を行うことがあります。

	発電機定格出力	100MW以上	
		GT 及び GTCC	その他の火力発電設備及び混焼バイオマス発電設備※6
機能・仕様等	GF 調定率	５%以下	５%以下
	GF 幅※1	５%以上 （定格出力基準）	３%以上 （定格出力基準）
	GF 制御応答性	2 秒以内に出力変化開始， 10 秒以内に GF 幅の出力変化完了※7	
	LFC 幅	± ５%以上 （定格出力基準）	± ５%以上 （定格出力基準）
	LFC 変化速度※2	５%/分以上 （定格出力基準）	１%/分以上 （定格出力基準）
	LFC 制御応答性	20 秒以内に出力変化開始※7	60 秒以内に出力変化開始※7
	EDC 変化速度※2	５%/分以上 （定格出力基準）	１%/分以上 （定格出力基準）
	EDC 制御応答性	20 秒以内に出力変化開始※7	60 秒以内に出力変化開始※7
	EDC+LFC 変化速度	10%/分以上 （定格出力基準）	１%/分以上 （定格出力基準）
	最低出力※3※4	30%以下※8	30%以下※8

	（定格出力基準）	DSS 機能具備※5	

※1　ガスタービン及びガスタービンコンバインドサイクル発電設備（GT 及び GTCC）については負荷制限設定値までの上げ余裕値が定格出力の５%以上，その他の発電機については定格出力の３%以上を確保。定格出力付近などの要件を満たせない出力帯について別途協議。

※2　定格出力付近のオーバーシュート防止や低出力帯での安定運転により要件を満たせない場合には別途協議。

※3　気化ガス(BOG)処理などにより最低出力を満たせない場合には別途協議。

※4　EDC・LFC 指令で制御可能な最低出力。停止により対応をする発電設備の場合は，この限りではない。

※5　日間起動停止運転（DSS）は，発電機解列～並列まで８時間以内で可能なこと。

※6　地域資源バイオマス発電設備を除く。

※7　記載の秒数は目安値とし，可能な限り早期に出力変化開始し，出力変化完了すること。

※8「５．需給バランス制約による発電設備等の出力の抑制」による。

また，周波数調整機能に必要な受信信号（EDC・LFC 指令値，EDC・LFC 運転指令）を受信する機能及び，必要な送信信号（現在出力，可能最大発電出力[GT 及び GTCC のみ。]，EDC・LFC 使用/除外，周波数調整機能故障）を送信する機能を具備していただきます。

b　揚水発電設備（発電方向）

(a)　ガバナフリー運転

水車の調速機（ガバナ）を系統周波数の変動に応じて発電機出力を変化させるように運転（ガバナフリー運転）する機能を具備すること。

(b)　LFC（Load Frequency Control：負荷周波数制御）機能

当社からの LFC 信号に追従し，発電機出力を変動させる機能を具備すること。

(c)　周波数変動補償機能

標準周波数±0.2Hz を超えた場合，系統の周波数変動により，ガバナで調整した出力を発電所の自動出力制御装置が，出力指令値に引き戻すことがないように，ガバナによる出力変動相当を出力指令値に加算する機能を具備すること。ただし，同等の機能を有する場合は省略することができる。

(d)　EDC（Economic load Dispatching Control：経済負荷配分制御）機能

当社からの出力指令値に発電機出力を自動追従制御する機能を具備すること。

具体的な発電設備の性能は，次のとおりです。ただし，系統の電源構成の状況等，必要に応じて別途協議を行うことがあります。

	発電機定格出力	10MW以上
機能・仕様等	GF 調定率	5％以下
	GF 幅	最低～定格出力
	GF 制御応答性※1, ※2	2 秒以内に出力変化開始，10 秒以内に出力変化完了 （定格出力の 5%到達にて出力変化の完了とする）
	LFC 幅※1	最低～定格出力
	LFC 変化速度	10%/分以上（定格出力基準）
	LFC 制御応答性※2	10 秒以内に出力変化開始
	EDC 変化速度	10%/分以上（定格出力基準）
	EDC 制御応答性※2, ※3	10 秒以内に出力変化開始
	EDC+LFC 変化速度	10%/分以上（定格出力基準）

※1　水路系の影響により制約が発生する場合は別途協議。

※2　記載の秒数は目安値とし，可能な限り早期に出力変化開始し，出力変化完了すること。

※3　慣性モーメントが大きい発電機は個別協議。

また，周波数調整機能に必要な受信信号（EDC・LFC 指令値，EDC・LFC 運転指令）を受信する機能及び，必要な送信信号（現在出力，EDC・LFC 使用/除外，周波数調整機能故障）を送信する機能を具備していただきます。

(3)　早期再並列のための機能

定格出力の合計が 400MW 以上の火力（GTCC）発電設備については，送電系統の停電解消後，早期に再並列するために必要な装置を設置，または機能を具備していただきます。

(4)　電圧調整のための機能

(a)　275kV 以上の系統に連系する発電設備等は，当社が指定する電圧，無効電力または力率に応じて運転可能な機能を具備し，有効電力に応じて

出力可能な範囲で無効電力を調整できるようにしていただきます。

(b)　受電電圧が 154kV 以下の発電者の発電設備等でも，必要により，上記(a)と同じ機能を具備していただくことがあります。

(c)　受電電圧が 500kV 以上の発電者の発電機には，送電電圧制御励磁装置（PSVR）もしくはこれに準ずる装置を設置していただきます。受電電圧が 275kV 以下の発電者の発電機でも，系統電圧を適正に維持するために必要な場合は，PSVR もしくはこれに準ずる装置を設置していただくことがあります。

（なお，PSVR とは，昇圧用変圧器の高圧側電圧を一定値に制御する装置で，Power System Voltage Regulator のことです。）

１６　中性点接地装置の付加と電磁誘導障害防止対策の実施

中性点の接地が必要な場合は，昇圧変圧器の中性点に接地装置を設置していただきます。また，中性点接地装置の設置により，当社の系統において電磁誘導障害防止対策及び地中ケーブルの防護対策の強化等が必要となった場合には，適切な対策を講じていただきます。

(1)　154kV 以下の系統に連系する場合は，必要に応じて昇圧用変圧器の中性点に中性点接地装置（抵抗接地方式）を設置すること。

(2)　275kV 以上の系統に連系する場合は，昇圧用変圧器の中性点を直接接地すること。

１７　直流流出防止変圧器の設置

逆変換装置を用いて発電設備等を連系する場合は，逆変換装置から直流が系統へ流出することを防止するために，受電地点と逆変換装置との間に変圧器（単巻変圧器を除きます。）を設置していただきます。

ただし，次のすべての条件に適合する場合は，変圧器の設置を省略することができます。

(1)　逆変換装置の交流出力で直流を検出し，交流出力側を停止する機能を有すること。

(2)　逆変換装置の直流回路が非接地であること，または逆変換装置に高周波変圧器を用いていること。

なお，設置する変圧器は，直流流出防止専用である必要はありません。

１８　電圧変動対策

(1)　常時電圧変動対策

発電設備等の連系による電圧変動は，常時電圧の概ね±１～２%以内を適正値とし，この範囲を逸脱しないよう，自動電圧調整装置（AVR）の設置等により，自動的に電圧を調整していただきます。

(2)　瞬時電圧変動対策

発電設備等の並解列時において，瞬時的に発生する電圧変動に対しても，常時電圧の±２%を目安に適正な範囲内に瞬時電圧変動を抑制していただきます。

a　同期発電機を用いる場合は，制動巻線付きのもの（制動巻線を有しているものと同等以上の乱調防止効果を有する制動巻線付きでない同期発電機を含みます。）とするとともに自動同期検定装置を設置すること。

b　二次励磁制御巻線型誘導発電機を用いる場合には，自動同期検定機能を有するものを用いること。

c　誘導発電機を用いる場合で，並列時の瞬時電圧低下により系統の電圧が常時電圧から±２%程度を超えて逸脱するおそれがあるときは，限流リアクトル等を設置すること。なお，これにより対応できない場合には，同期発電機を用いる等の対策をすること。

d　自励式の逆変換装置を用いる場合は，自動的に同期が取れる機能を有するものを用いること。

e　他励式の逆変換装置を用いる場合で，並列時の瞬時電圧低下により系統の電圧が適正値（常時電圧の２%を目安とします。）を逸脱するおそれがあるときは，限流リアクトル等を設置すること。なお，これにより対応できない場合には，自励式の逆変換装置を用いること。

f　発電設備等の出力変動や頻繁な並解列による電圧変動により他者に電圧フリッカ等の影響を及ぼすおそれがあるとき，適正値を逸脱するおそれがあるときには，次に示す電圧変動の抑制や並解列の頻度を低減する対策を行うこと。

(a)　風力発電設備等の頻繁な並解列により電圧フリッカが適正値を逸脱するおそれがあるときには，SVC などの設置やサイリスタ等によるソ

フトスタート機能を有する装置を用いること。

(b)　風力発電設備等の出力変動により電圧フリッカが適正値を逸脱するおそれがあるときには，SVC などを設置すること。

[対策要否の判定基準例]

受電点における電圧フリッカレベル（ΔV10）を 0.45V 以下（当該設備のみの場合は，0.23V 以下）に維持する。

(3)　その他

a　連系用変圧器加圧時の励磁突入電流による瞬時電圧低下により，系統の電圧が常時電圧から 10%を超えて逸脱するおそれがあるときは，その抑制対策を実施していただきます。

b　22kV 系統（公称電圧。以下同様とします。）については，高圧または低圧の需要者等に配電塔や柱上変圧器等を介して供給しうる系統であることから，受電地点における電圧変動が(1)，(2) 及び(3) a で示す値以内であっても，発電設備等からの逆潮流や発電設備等の脱落等により，他の低圧の需要者等の電圧が適正値（101±6V，202±20V）を逸脱するおそれがあります。このような場合には，自動的に電圧を調整する対策や自家消費の負荷を制限する対策を実施していただきます。

１９　出力変動対策

再生可能エネルギー発電設備を連系する場合であって，出力変動により他者に影響を及ぼすおそれがあるときは，出力変化率制限機能の具備等の対策

を行っていただきます。

(1)　太陽光発電設備の場合

発電に必要な自然エネルギーが得られる状況において，系統周波数が上昇または低下し適正値を逸脱するおそれがある場合は，発電設備の出力を調定率に応じて，自動的に出力変化すること。

(2)　風力発電設備の場合

a　発電に必要な自然エネルギーが得られる状況において，連系点での５分間の最大変動幅が発電所設備容量の 10%以下となるよう対策を行うこと。

なお，ウィンドファームコントローラーを有しない小規模発電所については，対策を別途協議させていただきます。

b　高風速時にカットアウトが予想される場合は，即座に停止しないよう，ストーム制御機能を具備する等の対策を行うこと。また，カットインが予想される場合は，徐々に出力を上昇するよう対策を行うこと。

c　発電に必要な自然エネルギーが得られる状況において，系統周波数が上昇または低下し適正値を逸脱するおそれがある場合は，発電設備の出力を調定率に応じて自動的に出力変化すること。

なお，具体的な発電設備の性能は，次の範囲で当社から指定する値といたします。ただし，系統の電源構成の状況等，必要に応じて別途協議させていただきます。

	定格出力合計	10MW以上
		太陽光発電設備または風力発電設備
機能・仕様等	調定率	2～5%
	制御応答性	2 秒以内に出力変化開始，10 秒以内に変化量を完了 （出力変化量の 50%到達にて出力変化の完了とする）
	不感帯	±0.2Hz 以下
	リザーブ量 （出力変化幅）※1	0～10%（定格出力基準）

※1　リザーブ量は系統周波数低下時の出力増加対応として，発電出力の抑制時に使用可能なこと。

２０　短絡・地絡電流対策

発電設備等の連系により系統の短絡・地絡電流が当社や他者の遮断器の遮断容量等を上回るおそれがある場合は，短絡・地絡電流を制限する装置（限流リアクトル等）を設置していただきます。

２１　発電機定数・諸元

連系系統，電圧階級によっては，発電機の安定運転対策や短絡・地絡電流抑制対策，慣性低下対策等の面から，発電機定数を当社から指定させていただく場合があります。

なお，標準的な発電機の過渡リアクタンス等は，次のとおりです。

発電機定数	標準的な値（火力機）
直軸過渡リアクタンス（Xd´）	0.2～0.3[pu]※
直軸同期リアクタンス（Xd）	1.5～1.8[pu]※
直軸開路過渡時定数（Tdo´）	4.0～8.0[pu]
単位慣性定数（M＝2H）	6.0～9.0[MW・SEC/MVA]

※発電機定格容量ベース

当社の求めに応じて，次の諸元を提出していただきます。

電源種	設備	諸元
共通	発電プラント	定格容量，定格出力，台数，定格電圧
		最低出力
		所内負荷（定格，最低）
		力率（定格，運転可能範囲）
		運転可能周波数の範囲，運転継続時間
		単線結線図，系統並解列箇所
		発電プラントモデル（原動機の種類，発電機の種類）
		電気所監視制御方式
	構内設備	自家消費電力の最大値，最小値
		総合負荷力率
		電動機容量（高圧・低圧）
		電灯容量
		高調波発生機器と高調波対策資料
		電圧フリッカの発生源と対策設備資料
	受電用変圧器，連系用変圧器	定格（定格容量，定格電圧）
		インピーダンス（タップ電圧毎，変圧器定格容量ベース）
		励磁特性曲線
		制御方式，整定値
	調相設備	定格容量，台数
		制御方式，整定値
	アクセス線・構内線路	インピーダンス，アドミタンス
	遮断器	定格（遮断電流，遮断時間）
		自動同期検定装置の有無
	保護装置	設置要素
		仕様

電源種	設備	諸元
		設置場所
		設置相数
		解列箇所
		整定範囲
		整定値
		CT 比，VT 比
		シーケンスブロック
		送電線再閉路方式
	記録	電気現象記録装置
誘導機	発電プラント	拘束リアクタンス
		限流リアクトル容量
		限時リアクトルインピーダンス
		慣性定数
		定格すべり
		等価回路定数
同期機	発電プラント	各種内部リアクタンス（飽和値，不飽和値）
		各種短絡時定数・開路時定数
		慣性定数（発電機＋タービン）
		制動巻線の有無
		飽和特性
		可能出力曲線
		発電機軸モデル
		発電機プラントモデル，モデル構築に必要なプラント，制御系の各種定数（ボイラ，タービン，水車等）
		並解列所要時間（平常時，事故時）
	制御装置	ガバナ系ブロック（調定率，GF 幅，CV，ICV モデルを含む）
		LFC・発電機出力制御ブロック
		EDC 変化速度（出力毎）

電源種	設備	諸元
		LFC 幅・変化速度（出力毎）
		出力キープタイム（出力毎，上げ下げ）
		励磁装置の形式（直流・交流・サイリスタ・他） 応答速度（超速応励磁か否か）
		励磁系ブロック（AVR，PSS，PSVR）
		FRT 要件の適用有無
		過励磁保護 59V/F ブロック
		OEL，UEL ブロック
水力	発電プラント 制御装置	揚水待機・開始所要時間
		上ダム・下ダム運用可能水位
		電水比（kW/(m^3/s)）
逆変換装置	発電プラント制御装置	メーカ，型式
		単独運転検出方式，整定値
		逆変換装置の容量
		通電電流制限値
		系統事故時の力率制御時間
		三相事故時の事故電流（大きさ，供給時間）
		一，二相事故時の事故電流（大きさ，供給時間）
		FRT 要件の適用有無
		無効電力制御方式，整定値
		慣性力供給能力
太陽光	発電プラント 制御装置	発電機・制御モデル，モデルの各種定数
風力	発電プラント 制御装置	周波数調定率設定可能範囲，不感帯設定可能範囲
		発電機の出力特性
		出力変動対策の方法
		蓄電池，ウィンドファームコントローラーの有無
		発電機・制御モデル，モデルの各種定数

電源種	設備	諸元
蓄電池	発電プラント	蓄電容量
二次励磁機	発電プラント	拘束リアクタンス

また，必要に応じて，記載されていない諸元等，最新の諸元等を提供していただくことがあります。

２２　昇圧用変圧器

連系系統や電圧階級によっては，短絡・地絡電流抑制対策，安定度維持対策，送電線保護リレー協調などの面から，昇圧用変圧器のインピーダンス等を当社から指定させていただく場合があります。また，無電圧タップ切替器の仕様（タップ数，電圧値，調整幅等）などを指定させていただく場合があります。

(1)　定格電圧，タップ電圧

当社の標準的な定格電圧及びタップ電圧は，次のとおりです。

定格一次電圧		発電機定格電圧の 97.5%
二次電圧	22kV 系統	22kV
	66kV 系統（4 タップ）	64.5kV，66kV，67.5kV，69kV
	154kV 系統（4 タップ）	150.5kV，154kV，157.5kV，161kV
	275kV 系統（4 タップ）	275kV，281.25kV，287.5kV，293.75kV

(2)　定格容量

発電機の定格力率に対応した昇圧用変圧器の定格容量の設定が必要です。

(3)　インピーダンス電圧値

連系系統，受電電圧によっては，発電機の安定運転対策や短絡電流抑制

対策，送電線保護リレー協調等の面から，インピーダンス電圧値を指定させていただくことがあります。

なお，当社の標準的な昇圧用変圧器のインピーダンス電圧値は，次のとおりです。

受電電圧	インピーダンス電圧値
22kV※1	5.5 ［%］
66kV※1	7.5 ［%］
154kV※2	11.0 ［%］
275kV※2	14.0 ［%］

※1 10MVA ベース，※2 変圧器定格容量ベース

２３ 連絡体制

(1) 発電者の構内事故及び系統側の事故等により，連系用遮断器が動作した場合等（サイバー攻撃により設備異常が発生し，または発生するおそれがある場合を含みます。）には，当社給電所等と発電者との間で迅速かつ的確な情報連絡を行い，速やかに必要な措置を講ずる必要があります。このため，当社給電所等と発電者の技術員駐在箇所等との間には，保安通信用電話設備を設置していただきます。

なお，受電電圧が 275kV 以上または発電機が大容量機（概ね定格出力 100MW 以上）の場合は，別ルートによる２回線となります。

専用保安通信用電話設備は当社にて設置させていただきます。ただし，伝送路として電気通信事業者の専用回線を使用する場合は，発電者側で設置していただきます。

保安通信用電話設備は，22kV の特別高圧電線路と連系する場合には，次のうちのいずれかを用いることができます。

a　専用保安通信用電話設備

b　電気通信事業者の専用回線電話

c　次の条件を全て満たす場合においては，一般加入電話又は携帯電話

(a)　発電者側の交換機を介さず直接技術員との通話が可能な方式（交換機を介する代表番号方式ではなく，直接技術員駐在箇所へつながる単番方式）とし，発電設備等の保守監視場所に常時設置されていること。

(b)　話中の場合に割り込みが可能な方式（キャッチホン等）であること。

(c)　停電時においても通話可能なものであること。

(d)　災害時等において当社の給電所等と連絡が取れない場合には，当社の給電所等との連絡が取れるまでの間発電設備等の解列又は運転を停止すること。また，保安規程上明記されていること。

(2)　特別高圧電線路と連系する場合には，当社給電所等と発電者との間に，系統運用上等必要な情報が相互に交換できるようスーパービジョン及びテレメータを設置していただきます。この場合，収集する情報は，原則として次のとおりといたします。

発電者設備	情報種別	情報内容
受電電圧が22kVの場合	スーパービジョン	連系用遮断器の開閉状態
		発電機並列用遮断器の開閉状態※4
		連系送電線線路用接地開閉器の開閉状態
		連系用遮断器を開放する保護リレーの動作表示
		発電機並列用遮断器を開放する保護リレーの動作表示
		連系用断路器（線路側，母線側）の開閉状態
		線路側断路器の操作機能ロック状態
	テレメータ	受電地点の有効電力
		受電地点の電力量
		代表風車地点の風向・風速※1（風力発電設備の場合）
		発電最大能力値※2（風力発電設備の場合）
受電電圧が66kV以上の場合	スーパービジョン	連系用遮断器の開閉状態
		発電機並列用遮断器の開閉状態※4
		連系送電線線路用接地開閉器の開閉状態
		連系用遮断器を開放する保護リレーの動作表示
		発電機並列用遮断器を開放する保護リレーの動作表示
		連系用断路器（線路側，母線側）の開閉状態
		線路側断路器の操作機能ロック状態
		ケーブル事故区間検出装置の動作表示※3
		電圧・無効電力の制御モード
	テレメータ	各発電機の有効電力と無効電力(受電電圧275kV以上または定格出力が概ね100MW以上の場合)
		連系する母線の電圧(受電電圧275kV以上または定格出 力が概ね100MW以上の場合)
		受電地点の有効電力と無効電力
		受電地点の電力量
		代表風車地点の風向・風速※1（風力発電設備の場合）
		発電最大能力値※2（風力発電設備の場合）

※1　ナセルで計測する風向・風速

※2　運転可能な発電設備の定格出力（出力制約がある場合は可能な範囲でそれを考慮）の合計。ただし，困難な場合は運転可能な発電設備の台数

※3　ケーブル事故区間検出装置の動作表示は，受電保護リレーの保護範囲より当社系統側に構内ケーブルを施設する場合に限る。

※4　慣性把握のため，系統に慣性を供給できる同期発電機は，最小単位の発電設備１台毎に設置していただきます。

２４　電気現象記録装置

発電設備等の挙動等を正確に把握するため，短い周期で時刻同期のとれた電圧，電流，電力などの計測値を連続的に記録し，当社給電所等へ伝送する電気現象記録装置（自動オシロ装置，高調波監視記録装置等含む）を設置していただくことがあります。

２５　サイバーセキュリティ対策

事業用電気工作物（発電事業の用に供するものに限る。）は，電気事業法に基づき，「電力制御システムセキュリティガイドライン」に準拠した対策を講じていただきます。

自家用電気工作物（発電事業の用に供するもの及び小規模事業用電気工作物を除く。）に係る遠隔監視システム及び制御システムは，「自家用電気工作物に係るサイバーセキュリティの確保に関するガイドライン」に準拠した対策を講じていただきます。

上記以外の発電設備等については，サイバー攻撃による発電設備等の異常

動作を防止し，または発電設備等がサイバー攻撃を受けた場合に速やかな異常の除去，影響範囲の局限化などを行うために次のとおり，適切なサイバーセキュリティ対策を講じていただきます。

(1)　外部ネットワークや他ネットワークを通じた発電設備等の制御に係るシステムへの影響を最小化するための対策を講じること。

(2)　発電設備等の制御に係るシステムには，マルウェアの侵入防止対策を講じること。

(3)　発電設備等に関し，セキュリティ管理責任者を設置すること。

２６　電力品質に関する対策

(1)　高周波障害対策

逆変換装置を用いた発電設備等を連系する場合には，高周波電磁障害及び伝導障害が発生しないよう，対策を行っていただきます。

(2)　力率の保持

a　受電地点の力率（無効電力）については，原則として，次のとおりといたします。

(a)　受電地点の電圧を基準にして，

イ　昼間帯は無効電力を系統側に供給（進み力率）

ロ　夜間帯は力率 100%または無効電力を系統側より吸収

受電地点の力率（無効電力）は，発電設備等または調相設備にて適正に維持できるように調整していただきます。

なお，電力用コンデンサを設置する場合には，夜間・休祭日等の軽負荷時に受電地点の力率が進み力率とならないよう電力用コンデンサを開閉できる装置を設置していただきます。

(b)　受電電圧が 22kV の場合，他の低圧の需要者等の電圧が適正値（101±6V，202±20V）を逸脱するおそれがあるときには，調相設備や発電設備等の無効電力制御による電圧上昇抑制対策について協議させていただきます。

b　構内に発電設備等と負荷設備（発電機用所内電源を除く。）を有する発電者は，連系する系統の電圧を適正に維持するために，協議のうえ，調相設備を設置していただくことがあります。

(3)　系統周波数異常防止対策

系統事故等により周波数の異常上昇及び低下が懸念される場合は，同一系統内の電源と協調をとった自動解列装置を設置していただくことがあります。

(4)　その他

負荷設備を有する発電者は，「Ⅶ　需要者設備（特別高圧）」に準じた対策を実施していただきます。

Ⅴ　需要者設備（低圧）

１　力率

(1)　需要者は，需要場所において，電灯または小型機器を使用する供給地点の力率は，原則として，90%以上，その他の機器を使用する供給地点については 85%以上に保持していただきます。

(2)　進相用コンデンサを取り付ける場合は，それぞれの電気機器ごとに取り付けていただきます。ただし，やむをえない事情によって，２以上の電気機器に対して一括して取り付ける場合は，進相用コンデンサの開放により，軽負荷時の力率が進み力率とならないようにしていただきます。

なお，進相用コンデンサは，託送供給等約款別表 12 （進相用コンデンサ取付容量基準）を基準として取り付けていただきます。

２　保護装置の設置

需要者の電気の使用にあたり，次のような場合で，他の需要者等の電気の使用もしくは当社および需用者等の電気工作物に支障をきたすおそれのあるときには，協議のうえ，あらかじめ必要な調整装置または保護装置を施設していただきます。

a　各相間の負荷が著しく平衡を欠く場合

b　電圧または周波数が著しく変動する場合

c　波形に著しいひずみを生じる場合

ｄ　著しい高周波または高調波を発生する場合

ｅ　その他ａ，ｂ，ｃまたはｄに準ずる場合

Ⅵ　需要者設備（高圧）

１　電気方式

電気方式は連系する系統と同一としていただきます。

２　保護装置の設置

短絡故障保護用として過電流リレーを，地絡故障保護用として地絡リレーを設置していただきます。当該リレーが有効に機能しない場合には，地絡方向リレーを設置していただくことがあります。

３　連絡体制

当社が系統運用上必要な情報を収集するため，給電情報伝送装置として，テレメータ装置を設置させていただきます。

なお，当社が系統運用上必要な情報とは，以下のとおりとなります。

ａ　情報種別：テレメータ

ｂ　情報内容：供給地点の有効電力，供給地点の電力量

４　電力品質に関する対策

(1)　高調波抑制対策

ａ　対象となる需要者

(a)　高調波を発生する機器の容量を６パルス変換器容量に換算し，それぞれの機器の換算容量を総和したもの（以下「等価容量」といいます。）

について，50kVA を超える需要者（以下「特定需要者」といいます。）が高調波抑制対策の対象となります。（表 1 参照）

(b) 前記(a)の等価容量を算出する場合には，対象となる高調波発生機器は，「日本産業規格 JIS C61000-3-2（限度値－高調波電流発生限度値〔1 相当たりの入力電流が 20A 以下の機器〕）」の適用対象となる機器以外の機器といたします。

b 高調波流出電流の算出

特定需要者から系統に流出する高調波流出電流の算出を次のとおり実施することといたします。

(a) 高調波流出電流は，高調波発生機器毎の定格運転状態において発生する高調波電流を合計し，これに高調波発生機器の最大の稼働率を乗じたものといたします。

(b) 高調波流出電流は，高調波の次数毎に合計するものといたします。

(c) 対象とする高調波の次数は 40 次以下といたします。

(d) 特定需要者の構内に高調波流出電流を低減する設備がある場合は，その低減効果を考慮することができるものといたします。

c 高調波流出電流の上限値

特定需要者から系統に流出する高調波流出電流の許容される上限値は，高調波の次数ごとに，表 2 に示す需要者の契約電力 1kW あたりの高調波流出電流の上限値に，原則として，該当特定需要者の契約電力（kW を単位と

する。）を乗じた値といたします。

ｄ　高調波流出電流の抑制対策の実施

特定需要者は，前記ｂの高調波流出電流が，前記ｃの高調波流出電流の上限値を超える場合には，高調波流出電流を高調波流出電流の上限値以下となるよう対策していただきます。

表１　換算係数

回路分類	回路種別		換算係数 Ki※1	主な利用例
1	三相ブリッジ	6パルス変換装置	K11＝1	・直流電鉄変電所 ・電気化学 ・その他一般
		12パルス変換装置	K12＝0.5	
		24パルス変換装置	K1＝0.25	
2	単相ブリッジ	直流電流平滑	K21＝1.3	・交流式電気鉄道車両
		混合ブリッジ	K2＝0.65	
		均一ブリッジ	K23＝0.7	
3	三相ブリッジ （コンデンサ平滑）	リアクトルなし	K31＝3.4	・汎用インバータ ・エレベータ ・冷凍空調機 ・その他一般
		リアクトルあり（交流側）	K32＝1.8	
		リアクトルあり（直流側）	K33＝1.8	
		リアクトルあり（交・直流側）	K34＝1.4	
4	単相ブリッジ （コンデンサ平滑）	リアクトルなし	K41＝2.3	・汎用インバータ ・冷凍空調機 ・その他一般
		リアクトルあり（交流側）	K4＝0.35	
5	自励三相ブリッジ （電圧型 PWM※2制御） （電流型 PWM 制御）	—	K5＝0	・無停電電源装置 ・通信用電源装置 ・エレベータ ・系統連系用分散電源
6	自励単相ブリッジ （電圧型 PWM 制御）	—	K6＝0	・通信用電源装置 ・交流式電気鉄道車両 ・系統連系用分散電源
7	交流電力調整装置	抵抗負荷	K71＝1.6	・無効電力調整装置 ・大型照明装置 ・加熱器
		リアクタンス負荷 （交流アーク炉用を除く。）	K72＝0.3	
8	サイクロコンバータ	6パルス変換装置相当	K81＝1	・電動機（圧延用，セメント用，交流式電気鉄道車両用）
		12パルス変換装置相当	K82＝0.5	
9	交流アーク炉	単独運転	K9＝0.2	・製鋼用
10	その他		K10:申告値	

※1　Ki＝変換回路種別毎の $\sqrt{\sum(n\times\%In)^2}$ ／ 6パルス変換装置の $\sqrt{\sum(n\times\%In)^2}$

（n：高調波の次数，%I_n：n次の高調波電流の基本波電流に対する比率）

※2　PWM：Pulse Width Modulation

表2　契約電力1kWあたりの高調波流出電流上限値（単位：mA/kW）

5次	7次	11次	13次	17次	19次	23次	23次超過
3.5	2.5	1.6	1.3	1.0	0.90	0.76	0.70

(2)　力率の保持

力率改善のために電力用コンデンサを設置する場合には，夜間・休祭日等の軽負荷時に進み力率とならないよう，電力用コンデンサを開閉できる装置を設置していただきます。また，系統運用上必要な場合には，電力用コンデンサの開放を当社から需要者にお願いすることがあります。

(3)　電圧変動対策

受電用変圧器加圧時の励磁突入電流による瞬時電圧低下により，系統の電圧が常時電圧から10%を超えて逸脱するおそれがあるときは，その抑制対策を実施していただきます。なお，上記理由に関わらず，他者の電気の使用に影響を及ぼす，もしくは影響を及ぼすおそれがある場合には，その抑制対策を実施していただきます。

(4)　その他

需要者の電気の使用にあたり，次のような場合で，他の需要者等の電気の使用もしくは当社および需要者等の電気工作物に支障をきたすおそれのあるときには，協議のうえ，あらかじめ必要な調整装置または保護装置を施設

していただきます。

a　各相間の負荷が著しく平衡を欠く場合

b　電圧または周波数が著しく変動する場合

c　波形に著しいひずみを生じる場合

d　著しく高周波を発生する場合

5　サイバーセキュリティ対策

自家用電気工作物（発電事業の用に供するもの及び小規模事業用電気工作物を除く。）に係る遠隔監視システム及び制御システムは,「自家用電気工作物に係るサイバーセキュリティの確保に関するガイドライン」に準拠した対策を講じていただきます。

Ⅶ　需要者設備（特別高圧）

１　電気方式

電気方式は連系する系統と同一としていただきます。

２　保護装置の設置

(1)　連系設備事故時の系統保護

連系設備事故時の系統保護のため，次の保護リレーを設置していただきます。

a　短絡保護

(a)　供給電圧 154kV 以下の場合

過電流保護方式を適用し，各相（三相）に高整定用および低整定用の過電流リレー（高速度リレー＋限時リレー）を併用設置していただくか，瞬時要素付過電流リレーを設置していただきます。

なお，必要により連系設備事故時に高速に連系用しゃ断器をしゃ断できる母線保護リレー装置を設置していただくことがあります。また，後備保護動作時に停電範囲を局限化するため，母線分離リレー装置を設置していただくことがあります。

(b)　供給電圧 275kV 以上の場合

連系設備事故時に高速に連系用しゃ断器をしゃ断できる保護装置（母線保護リレー装置等）を設置していただきます。また，後備保護動作時に停電範囲を局限化するための保護装置（母線分離リレー装置等）を設置し

ていただきます。

b　地絡保護

(a)　供給電圧 154kV 以下の場合

地絡過電流リレー（高速度リレー＋限時リレー）を設置していただきます。当該リレーが有効に機能しない場合には，地絡方向リレーを設置していただくことがあります。

なお，必要により，連系設備事故時に高速に連系用しゃ断器をしゃ断できる母線保護リレー装置を設置していただくことがあります。また，後備保護動作時に停電範囲を局限化するため，母線分離リレー装置を設置していただくことがあります。

(b)　供給電圧 275kV 以上の場合

連系設備事故時に高速に連系用しゃ断器をしゃ断できる保護装置（母線保護リレー装置等）を設置していただきます。また，後備保護動作時に停電範囲を局限化するための保護装置（母線分離リレー装置等）を設置していただきます。

c　系列数

154kV 以下の系統へ連系する場合，構内保護リレーを１系列設置していただきます。ただし，154kV 系統への連系で主保護リレー不動作時に，後備保護リレーにより電源が喪失すると系統に大きな影響を及ぼすおそれがある場合は，連系設備事故時に高速に連系用しゃ断器をしゃ断できる保護装置（母線保護リレー装置等）を２系列設置していただきます。

また，後備保護動作時に停電範囲を局限化するための保護装置（母線分離リレー装置等）を１系列設置していただきます。

275kV 以上の系統へ連系する場合は，連系設備事故時に高速に連系用しゃ断器をしゃ断できる保護装置（母線保護リレー装置等）を２系列，後備保護動作時に停電範囲を局限化するための保護装置（母線分離リレー装置等）を１系列設置していただきます。

(2)　特別高圧用変圧器保護

変圧器保護リレーが動作した場合は，その変圧器に故障電流を供給するすべての回路がしゃ断される設備としていただきます。

標準的には，比率差動リレーおよび過電流リレー（高速度リレー＋限時リレー）を設置していただきます。

なお，供給電圧 275kV 以上の変圧器に対しては，後備保護を目的としたリレー装置を設置していただきます。

３　中性点接地装置の付加

供給電圧が 154kV 以下の場合は，必要により，変圧器の中性点に中性点接地装置（抵抗接地方式）を設置していただきます。また，供給電圧が 275kV 以上の場合は，変圧器の中性点を直接接地していただきます。

４　連絡体制

(1)　保安通信用電話

需要者と当社給電所との供給設備操作等の連絡用として，需要者構内に a，

ｂいずれかの保安通信用電話設備の設置が必要になります。

なお，供給電圧が 275kV 以上の場合は，別ルートによる２回線となります。

ａ　専用保安通信用電話設備を当社にて設置させていただきます。ただし，伝送路として電気通信事業者の専用回線を使用する場合は，需要者側で設置していただきます。

ｂ　電気通信事業者の専用電話回線を需要者側で設置していただきます。

また，供給電圧が 22kV の場合，条件によっては，一般加入電話または携帯電話等を設置していただくことが可能となります。

(2)　給電情報伝送装置

当社が系統運用上必要な情報収集するため，スーパービジョン，テレメータ装置を設置させていただきます。

なお，当社が系統運用上必要な情報とは，原則として次のとおりとなります。

需要者設備	情報種別	情報内容
供給電圧が22kVの場合	スーパービジョン	連系用遮断器の開閉状態
		連系送電線線路用接地開閉器の開閉状態
		連系用遮断器を開放する保護リレーの動作表示
		連系用断路器（線路側，母線側）の開閉状態
		線路側断路器の操作機能ロック状態
	テレメータ	供給地点の有効電力
		供給地点の電力量
供給電圧が66kV以上の場合	スーパービジョン	連系用遮断器の開閉状態
		連系送電線線路用接地開閉器の開閉状態
		連系用遮断器を開放する保護リレーの動作表示
		連系用断路器（線路側，母線側）の開閉状態
		線路側断路器の操作機能ロック状態
		ケーブル事故区間検出装置の動作表示※1
	テレメータ	供給地点の有効電力と無効電力
		供給地点の電力量

※1　ケーブル事故区間検出装置の動作表示は，受電保護リレーの保護範囲より当社系統側に構内ケーブルを施設する場合に限る。

５　電力品質に関する対策

(1)　高調波抑制対策

a　対象となる需要者

(a)　高調波を発生する機器の容量を６パルス変換器容量に換算し，それぞれの機器の換算容量を総和したもの（以下「等価容量」といいます。）について，次に該当する需要者（以下「特定需要者」といいます。）が高調波抑制対策の対象となります。（表３参照）

イ　供給電圧が 22kV の需要者であって，等価容量の合計が 300kVA を超える場合

ロ　供給電圧が 66kV 以上の需要者であって，等価容量の合計が 2,000kVA を超える場合

(b)　前記(a)の等価容量を算出する場合には，対象となる高調波発生機器は，「日本産業規格 JIS C61000-3-2（限度値－高調波電流発生限度値〔１相当たりの入力電流が 20A 以下の機器〕）」の適用対象となる機器以外の機器といたします。

b　高調波流出電流の算出

特定需要者から系統に流出する高調波流出電流の算出を次のとおり実施することといたします。

(a)　高調波流出電流は，高調波発生機器毎の定格運転状態において発生する高調波電流を合計し，これに高調波発生機器の最大の稼働率を乗じたものといたします。

(b)　高調波流出電流は，高調波の次数毎に合計するものといたします。

(c)　対象とする高調波の次数は 40 次以下といたします。

(d)　特定需要者の構内に高調波流出電流を低減する設備がある場合は，その低減効果を考慮することができるものといたします。

c　高調波流出電流の上限値

特定需要者から系統に流出する高調波流出電流の許容される上限値は，高調波の次数ごとに，表 4 に示す需要者の契約電力１kW あたりの高調波流

出電流の上限値に，原則として，該当特定需要者の契約電力（kW を単位とする。）を乗じた値といたします。

ｄ　高調波流出電流の抑制対策の実施

特定需要者は，前記ｂの高調波流出電流が，前記ｃの高調波流出電流の上限値を超える場合には，高調波流出電流を高調波流出電流の上限値以下となるよう対策していただきます。

(2)　力率の保持

力率改善のために電力用コンデンサを設置する場合は，以下の点を配慮していただきます。

夜間および休祭日等の軽負荷時には，進み力率とならないよう電力用コンデンサを自動的に開放する装置を設置していただくことがあります。

また，系統運用上必要な場合は，電力用コンデンサの開放を当社から需要者にお願いすることがあります。

(3)　電圧変動対策

受電用変圧器加圧時の励磁突入電流による瞬時電圧低下により，系統の電圧が常時電圧から 10%を超えて逸脱するおそれがあるときは，その抑制対策を実施していただきます。

(4)　その他

需要者の電気の使用にあたり，次のような場合で，他の需要者等の電気の使用もしくは当社および発電者の電気工作物に支障をきたすおそれのあるときには，協議のうえ，あらかじめ必要な調整装置または保護装置を施設し

ていただきます。

a　各相間の負荷が著しく平衡を欠く場合

b　電圧または周波数が著しく変動する場合

c　波形に著しいひずみを生じる場合

d　著しく高周波を発生する場合

表3　換算係数

回路分類	回路種別		換算係数 Ki※1	主な利用例
1	三相ブリッジ	6パルス変換装置	K11＝1	・直流電鉄変電所 ・電気化学 ・その他一般
		12パルス変換装置	K12＝0.5	
		24パルス変換装置	K13＝0.25	
2	単相ブリッジ	直流電流平滑	K21＝1.3	・交流式電気鉄道車両
		混合ブリッジ	K22＝0.65	
		均一ブリッジ	K23＝0.7	
3	三相ブリッジ (コンデンサ平滑)	リアクトルなし	K31＝3.4	・汎用インバータ ・エレベータ ・冷凍空調機 ・その他一般
		リアクトルあり(交流側)	K32＝1.8	
		リアクトルあり(直流側)	K33＝1.8	
		リアクトルあり(交・直流側)	K34＝1.4	
4	単相ブリッジ (コンデンサ平滑)	リアクトルなし	K41＝2.3	・汎用インバータ ・冷凍空調機
		リアクトルあり(交流側)	K42＝0.35	
5	自励三相ブリッジ (電圧型 PWM※2制御) (電流型 PWM 制御)	—	K5＝0	・無停電電源装置 ・通信用電源装置 ・エレベータ ・系統連系用分散電源
6	自励単相ブリッジ (電圧型 PWM 制御)	—	K6＝0	・通信用電源装置 ・交流式電気鉄道車両 ・系統連系用分散電源
7	交流電力調整装置	抵抗負荷	K71＝1.6	・無効電力調整装置 ・大型照明装置 ・加熱器
		リアクタンス負荷 (交流アーク炉用を除く。)	K72＝0.3	

8	サイクロコンバータ	6パルス変換装置相当	K81＝1	・電動機（圧延用，セメント用，交流式
		12パルス変換装置相当	K82＝0.5	
9	交流アーク炉	単独運転	K9＝0.2	・製鋼用
10	その他		K10:申告値	

※1　Ki＝変換回路種別毎の$\sqrt{\sum(n\times\%In)^2}$／6パルス変換装置の$\sqrt{\sum(n\times\%In)^2}$

（n：高調波の次数，$\%In$：n次の高調波電流の基本波電流に対する比率）

※2　PWM：Pulse Width Modulation

表4　契約電力1kWあたりの高調波流出電流上限値（単位：mA/kW）

供給電圧	5次	7次	11次	13次	17次	19次	23次	23次超
22kV	1.8	1.3	0.82	0.69	0.53	0.47	0.39	0.36
66kV	0.59	0.42	0.27	0.23	0.17	0.16	0.13	0.12
154kV	0.25	0.18	0.11	0.09	0.07	0.06	0.05	0.05
275kV	0.14	0.10	0.06	0.05	0.04	0.03	0.03	0.02

6　サイバーセキュリティ対策

自家用電気工作物（発電事業の用に供するもの及び小規模事業用電気工作物を除く。）に係る遠隔監視システム及び制御システムは，「自家用電気工作物に係るサイバーセキュリティの確保に関するガイドライン」に準拠した対策を講じていただきます。

電気事業法施行規則第 19 条第２項の規定に基づく添付書類

１　変更を必要とする理由

２　託送供給等約款の変更の内容および新旧比較表

３　工事に関する費用の負担に関する算出の根拠および決定の方法に関する説明書

1　変更を必要とする理由

変更を必要とする理由

このたび当社は，第52回総合資源エネルギー調査会省エネルギー・新エネルギー分科会／電力・ガス事業分科会再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会（令和５年６月21日開催）において，混雑緩和希望者提起による系統増強プロセス（以下「混雑緩和プロセス」といいます。）における費用負担について，系統増強を希望した発電事業者の負担を基本とした上で，混雑緩和プロセスによる系統増強が一般送配電事業者の計画している設備更新と同調できるなど，一般送配電事業者の受益と評価できる部分については，一般負担として控除する整理がなされたことおよび第69回広域系統整備委員会（令和５年８月９日開催）において，混雑緩和プロセスにかかる手続き，開始検討料やプロセス参加者に求める保証金について，従来の一括検討プロセスと同等に設定する整理がなされたことを踏まえ，当該内容を供給条件に反映するべく，託送供給等約款を変更することといたしました。

また，第72回総合資源エネルギー調査会電力・ガス事業分科会電力・ガス基本政策小委員会（令和６年３月29日開催）において，令和７年４月１日までに災害時の特別な措置を託送供給等約款等において規定する整理がなされたことを踏まえ，当該内容を供給条件に反映するべく，託送供給等約款を変更することといたしました。

つきましては，電気事業法第18条第１項の規定にもとづき，ここに託送供給等約款の変更を申請する次第であります。

2　託送供給等約款の変更の内容
および新旧比較表

託送供給等約款の変更の内容

託送供給等約款の変更につきましては，混雑緩和プロセスにおける費用負担等について整理がなされたこと，災害時の特別な措置を託送供給等約款に規定する整理がなされたことを踏まえ，必要となる変更を行なうとともに，その他の今日的見直しをいたしました。

託送供給等約款新旧比較表

託送供給等約款（令和６年 10 月１日実施）	託送供給等約款（令和７年４月１日実施）
託 送 供 給 等 約 款 令和~~6~~年~~10~~月１日 実施 東京電力パワーグリッド株式会社	託 送 供 給 等 約 款 令和7年4月１日 実施 東京電力パワーグリッド株式会社

託送供給等約款新旧比較表

託送供給等約款（令和６年 10 月１日実施）	託送供給等約款（令和７年４月１日実施）
託 送 供 給 等 約 款 **目　　次** Ⅰ　総　　則 …… 1 1　適　　用 …… 1 2　託送供給等約款の~~届出~~および変更 …… 2 3　定　　義 …… 2 4　代表契約者の選任 …… 8 5　託送供給等に関する取扱い …… 8 6　単位および端数処理 …… 9 7　実　施　細　目 …… 10 Ⅱ　契 約 の 申 込 み …… 11 8　契 約 の 要 件 …… 11 9　検討および契約の申込み …… 16 10　契約の成立および契約期間 …… 25 11　託送供給等の開始 …… 26 12　供給準備その他必要な手続きのための協力 …… 27 13　電気方式，電圧および周波数 …… 27 14　発電場所および需要場所 …… 29 15　供給および契約の単位 …… 31 16　承 諾 の 限 界 …… 36 17　契 約 書 の 作 成 …… 36	**託 送 供 給 等 約 款** **目　　次** Ⅰ　総　　則 …… 1 1　適　　用 …… 1 2　託送供給等約款の認可および変更 …… 2 3　定　　義 …… 2 4　代表契約者の選任 …… 8 5　託送供給等に関する取扱い …… 8 6　単位および端数処理 …… 9 7　実　施　細　目 …… 10 Ⅱ　契 約 の 申 込 み …… 11 8　契 約 の 要 件 …… 11 9　検討および契約の申込み …… 16 10　契約の成立および契約期間 …… 25 11　託送供給等の開始 …… 26 12　供給準備その他必要な手続きのための協力 …… 27 13　電気方式，電圧および周波数 …… 27 14　発電場所および需要場所 …… 29 15　供給および契約の単位 …… 31 16　承 諾 の 限 界 …… 36 17　契 約 書 の 作 成 …… 36

託送供給等約款新旧比較表

託送供給等約款（令和６年 10 月１日実施）	託送供給等約款（令和７年４月１日実施）
Ⅲ　料　　金 37	**Ⅲ　料　　金** 37
18　料　　金 37	18　料　　金 37
19　接続送電サービス 39	19　接続送電サービス 39
20　臨時接続送電サービス 65	20　臨時接続送電サービス 65
21　予備送電サービス 74	21　予備送電サービス 74
22　系統連系受電サービス 76	22　系統連系受電サービス 76
23　発電量調整受電計画差対応電力 80	23　発電量調整受電計画差対応電力 80
24　接続対象計画差対応電力 81	24　接続対象計画差対応電力 81
25　需要抑制量調整受電計画差対応電力 83	25　需要抑制量調整受電計画差対応電力 83
26　給電指令時補給電力 84	26　給電指令時補給電力 84
Ⅳ　料金の算定および支払い 86	**Ⅳ　料金の算定および支払い** 86
27　料金の適用開始の時期 86	27　料金の適用開始の時期 86
28　検　　針　　日 86	28　検　　針　　日 86
29　料金の算定期間 87	29　料金の算定期間 87
30　計　　量 88	30　計　　量 88
31　電力および電力量の算定 91	31　電力および電力量の算定 91
32　損　　失　　率 112	32　損　　失　　率 112
33　料 金 の 算 定 112	33　料 金 の 算 定 112
34　支払義務の発生および支払期日 117	34　支払義務の発生および支払期日 117
35　料金その他の支払方法 119	35　料金その他の支払方法 119
36　保　　証　　金 122	36　保　　証　　金 122
37　連　帯　責　任 125	37　連　帯　責　任 125
Ⅴ　供　　給 126	**Ⅴ　供　　給** 126
38　託送供給等の実施 126	38　託送供給等の実施 126
39　給電指令の実施等 130	39　給電指令の実施等 130
40　適正契約の保持等 ..... ~~135~~	40　適正契約の保持等 133

託送供給等約款新旧比較表

託送供給等約款（令和６年 10 月１日実施）	託送供給等約款（令和７年４月１日実施）
41　契約超過金 ..... ~~135~~	41　契約超過金 133
42　力率の保持 ..... ~~139~~	42　力率の保持 137
43　発電場所および需要場所への立入りによる業務の実施 ..... ~~140~~	43　発電場所および需要場所への立入りによる業務の実施 138
44　託送供給等にともなう協力 ..... ~~141~~	44　託送供給等にともなう協力 139
45　託送供給等の停止 ..... ~~141~~	45　託送供給等の停止 139
46　託送供給等の停止の解除 ..... ~~143~~	46　託送供給等の停止の解除 141
47　託送供給等の停止期間中の料金 ..... ~~143~~	47　託送供給等の停止期間中の料金 141
48　違約金 ..... ~~144~~	48　違約金 142
49　損害賠償の免責 ..... ~~144~~	49　損害賠償の免責 142
50　設備の賠償 ..... ~~145~~	50　設備の賠償 143
Ⅵ　契約の変更および終了 ..... ~~146~~	**Ⅵ　契約の変更および終了** 144
51　契約の変更 ..... ~~146~~	51　契約の変更 144
52　名義の変更 ..... ~~148~~	52　名義の変更 147
53　契約の廃止 ..... ~~149~~	53　契約の廃止 148
54　供給開始後の契約の消滅または変更にともなう料金および工事費の精算 150	54　供給開始後の契約の消滅または変更にともなう料金および工事費の精算 150
55　解約等 ..... ~~156~~	55　解約等 155
56　契約消滅後の債権債務関係 ..... ~~159~~	56　契約消滅後の債権債務関係 158
Ⅶ　受電方法および供給方法ならびに工事 ..... ~~160~~	**Ⅶ　受電方法および供給方法ならびに工事** 159
57　受電地点，供給地点および施設 ..... ~~160~~	57　受電地点，供給地点および施設 159
58　架空引込線 ..... ~~162~~	58　架空引込線 161
59　地中引込線 ..... ~~163~~	59　地中引込線 162
60　連接引込線等 ..... ~~164~~	60　連接引込線等 163
61　中高層集合住宅等における受電方法および供給方法 ..... ~~165~~	61　中高層集合住宅等における受電方法および供給方法 164
62　引込線の接続 ..... ~~165~~	62　引込線の接続 164
63　計量器等の取付け ..... ~~166~~	63　計量器等の取付け 165
64　通信設備等の施設 ..... ~~167~~	64　通信設備等の施設 166

託送供給等約款新旧比較表

託送供給等約款（令和６年 10 月１日実施）	託送供給等約款（令和７年４月１日実施）
65　専用供給設備 ..... ~~167~~	65　専用供給設備 166
66　電流制限器等の取付け ..... ~~169~~	66　電流制限器等の取付け 168
Ⅷ　工事費の負担 ..... ~~170~~	Ⅷ　工事費の負担 169
67　受電地点への供給設備の工事費負担金 ..... ~~170~~	67　受電地点への供給設備の工事費負担金 169
68　受電用計量器等の工事費負担金 ..... ~~174~~	68　受電用計量器等の工事費負担金 173
69　会社間連系設備の工事費負担金 ..... ~~175~~	69　会社間連系設備の工事費負担金 174
70　供給地点への供給設備の工事費負担金 ..... ~~175~~	70　供給地点への供給設備の工事費負担金 174
71　工事費負担金の申受けおよび精算 ..... ~~184~~	71　工事費負担金の申受けおよび精算 183
72　供給開始に至らないで契約を廃止または変更される場合の費用の申受け 186	72　供給開始に至らないで契約を廃止または変更される場合等の費用の申受け 186
73　臨時工事費 187	73　臨時工事費 187
74　工事費等に関する契約書の作成 188	74　工事費等に関する契約書の作成 188
Ⅸ　保安 189	Ⅸ　保安 189
75　保安の責任 189	75　保安の責任 189
76　保安等に対する発電者および需要者の協力 189	76　保安等に対する発電者および需要者の協力 189
77　調査 190	77　調査 190
78　調査等の委託 190	78　調査等の委託 190
79　調査に対する需要者の協力 190	79　調査に対する需要者の協力 190
80　検査または工事の受託 191	80　検査または工事の受託 191
81　自家用電気工作物 191	81　自家用電気工作物 191
附則 192	附則 192
1　実施期日 192	1　実施期日 192
2　標準周波数についての特別措置 192	2　標準周波数についての特別措置 192
3　受電電気方式，供給電気方式，受電電圧および供給電圧についての特別措置 192	3　受電電気方式，供給電気方式，受電電圧および供給電圧についての特別措置 192
4　揚水発電設備等が設置された需要場所に接続供給を行なう場合の	4　揚水発電設備等が設置された需要場所に接続供給を行なう場合の

託送供給等約款新旧比較表

託送供給等約款（令和６年 10 月１日実施）	託送供給等約款（令和７年４月１日実施）
特別措置 192	特別措置 192
5　発電量調整供給契約についての特別措置	5　発電量調整供給契約についての特別措置
［再生可能エネルギー発電設備］ 198	［再生可能エネルギー発電設備］ 198
6　離島についての特別措置 205	6　離島についての特別措置 205
7　受電電圧および供給電圧と計量電圧が異なる場合の取扱い 206	7　受電電圧および供給電圧と計量電圧が異なる場合の取扱い 206
8　記録型計量器以外の計量器で計量する場合の特別措置 206	8　記録型計量器以外の計量器で計量する場合の特別措置 206
9　発電量調整供給に係る発電設備等が調整電源に該当する場合の	9　発電量調整供給に係る発電設備等が調整電源に該当する場合の
特別措置 210	特別措置 210
10　損害賠償の免責についての特別措置	10　損害賠償の免責についての特別措置
［再生可能エネルギー発電設備］ 210	［再生可能エネルギー発電設備］ 210
11　みなし登録特定送配電事業者についての特別措置 211	11　みなし登録特定送配電事業者についての特別措置 211
12　受電地点への供給設備の工事費負担金	12　受電地点への供給設備の工事費負担金
［電源接続案件募集プロセス］ 211	［電源接続案件募集プロセス］ 211
13　発電量調整供給開始に至らないで発電量調整供給契約を廃止または	13　発電量調整供給開始に至らないで発電量調整供給契約を廃止または
変更される場合の費用の申受け［電源接続案件募集プロセス］ 211	変更される場合の費用の申受け［電源接続案件募集プロセス］ 211
14　軽負荷期等における電気の使用に係る特別措置 212	14　軽負荷期等における電気の使用に係る特別措置 212
15　再エネ海域利用法に係る特別措置 217	15　再エネ海域利用法に係る特別措置 217
16　給電指令時補給電力料金に係る特別措置 217	16　給電指令時補給電力料金に係る特別措置 217
17　バランシンググループの設定に係る特別措置 217	17　バランシンググループの設定に係る特別措置 217
18　Ｎ－１電制の実施についての特別措置 243	18　Ｎ－１電制の実施についての特別措置 243
19　系統連系受電サービス等についての特別措置 ..... ~~244~~	19　系統連系受電サービス等についての特別措置 245
20　~~令和７年３月31日までの給電指令の実施等についての特別措置~~ 255	20　災害救助法が適用された場合等の特別措置 255
別　　表 ..... ~~258~~	別　　表 260
1　契約設備電力の算定 ..... ~~258~~	1　契約設備電力の算定 260
2　系統設備効率化割引の対象変電所等 ..... ~~258~~	2　系統設備効率化割引の対象変電所等 260
3　契約電力および契約容量の算定方法 ..... ~~266~~	3　契約電力および契約容量の算定方法 268
4　負荷設備の入力換算容量 ..... ~~267~~	4　負荷設備の入力換算容量 269
5　平均力率の算定 ..... ~~271~~	5　平均力率の算定 273

託送供給等約款新旧比較表

託送供給等約款（令和６年 10 月１日実施）	託送供給等約款（令和７年４月１日実施）
6　契約負荷設備の総容量の算定 ..... ~~272~~ 7　発電量調整受電計画電力量，接続対象計画電力量および 需要抑制量調整受電計画電力量に関する取扱い ..... ~~272~~ 8　電力量の協定 ..... ~~275~~ 9　需要計画・調達計画・販売計画 ..... ~~279~~ 10　発電計画・調達計画・販売計画 ..... ~~281~~ 11　需要抑制計画・調達計画・販売計画・ベースライン ..... ~~283~~ 12　進相用コンデンサ取付容量基準 ..... ~~284~~ 13　標　準　設　計 ..... ~~286~~ 14　スポットネットワーク方式の工事費の算式 ..... ~~298~~	6　契約負荷設備の総容量の算定..... 274 7　発電量調整受電計画電力量，接続対象計画電力量および 需要抑制量調整受電計画電力量に関する取扱い..... 274 8　電力量の協定..... 277 9　需要計画・調達計画・販売計画..... 281 10　発電計画・調達計画・販売計画..... 283 11　需要抑制計画・調達計画・販売計画・ベースライン..... 285 12　進相用コンデンサ取付容量基準..... 286 13　標　準　設　計..... 288 14　スポットネットワーク方式の工事費の算式..... 300
Ⅰ　総　　則	**Ⅰ　総　　則**
２　託送供給等約款の~~届出~~および変更 （１）　この約款は，電気事業法第18条第~~５~~項の規定にもとづき，経済産業大臣~~に届け出た~~ものです。 （２）　当社は，経済産業大臣の認可を受け，または経済産業大臣に届け出て，この約款を変更することがあります。この場合には，料金および必要となるその他の供給条件は，変更後の託送供給等約款によります。	**２　託送供給等約款の認可および変更** （１）　この約款は，電気事業法第18条第１項の規定にもとづき，経済産業大臣の認可を受けたものです。 （２）　当社は，経済産業大臣の認可を受け，または経済産業大臣に届け出て，この約款を変更することがあります。この場合には，料金および必要となるその他の供給条件は，変更後の託送供給等約款によります。
Ⅱ　契約の申込み	**Ⅱ　契約の申込み**
９　検討および契約の申込み 契約者が新たに接続供給契約もしくは振替供給契約を希望される場合，発電契約者が新たに発電量調整供給契約を希望される場合，発電者（当社と特定契約を締結する発電者〔発電契約者が発電者との間で電力受給に関する契約を締結している場合を除きます。〕を除き	**９　検討および契約の申込み** 契約者が新たに接続供給契約もしくは振替供給契約を希望される場合，発電契約者が新たに発電量調整供給契約を希望される場合，発電者（当社と特定契約を締結する発電者〔発電契約者が発電者との間で電力受給に関する契約を締結している場合を除きます。〕を除き

託送供給等約款新旧比較表

託送供給等約款（令和６年 10 月１日実施）	託送供給等約款（令和７年４月１日実施）
ます。）が新たに系統連系受電契約を希望される場合または需要抑制契約者が新たに需要抑制量調整供給契約を希望される場合は，あらかじめこの約款を承認のうえ，次の手続きにより，契約者から託送供給の申込み，発電契約者から発電量調整供給の申込みまたは需要抑制契約者から需要抑制量調整供給の申込みをしていただきます。	ます。）が新たに系統連系受電契約を希望される場合または需要抑制契約者が新たに需要抑制量調整供給契約を希望される場合は，あらかじめこの約款を承認のうえ，次の手続きにより，契約者から託送供給の申込み，発電契約者から発電量調整供給の申込みまたは需要抑制契約者から需要抑制量調整供給の申込みをしていただきます。
なお，電圧または周波数の変動等によって損害を受けるおそれがある発電者または需要者は，無停電電源装置の設置等必要な措置を講じていただきます。また，発電者または需要者が保安等のために必要とする電気については，その容量を明らかにしていただき，21（予備送電サービス）の申込みまたは保安用の発電設備の設置，蓄電池装置の設置等必要な措置を講じていただきます。	なお，電圧または周波数の変動等によって損害を受けるおそれがある発電者または需要者は，無停電電源装置の設置等必要な措置を講じていただきます。また，発電者または需要者が保安等のために必要とする電気については，その容量を明らかにしていただき，21（予備送電サービス）の申込みまたは保安用の発電設備の設置，蓄電池装置の設置等必要な措置を講じていただきます。
（１） 受電側接続検討の申込み	（１） 受電側接続検討の申込み
イ 当社は，契約者または発電契約者から小売電気事業，一般送配電事業，特定送配電事業または自己等への電気の供給の用に供する電気を受電（原則として高圧または特別高圧で受電する場合に限ります。また，接続供給または振替供給の場合は，受電地点が会社間連系点のときに限ります。）するにあたり，供給設備の新たな施設または変更についての検討（以下「受電側接続検討」といいます。）をいたします。 なお，他の接続供給契約もしくは振替供給契約または発電量調整供給契約等により既に連系されている受電地点については，受電側接続検討を省略することがあります。	イ 当社は，契約者または発電契約者から小売電気事業，一般送配電事業，特定送配電事業または自己等への電気の供給の用に供する電気を受電（原則として高圧または特別高圧で受電する場合に限ります。また，接続供給または振替供給の場合は，受電地点が会社間連系点のときに限ります。）するにあたり，供給設備の新たな施設または変更についての検討（以下「受電側接続検討」といいます。）をいたします。 なお，他の接続供給契約もしくは振替供給契約または発電量調整供給契約等により既に連系されている受電地点については，受電側接続検討を省略することがあります。
ロ 契約者または発電契約者は，接続供給契約（受電地点が会社間連系点の場合に限ります。）もしくは振替供給契約（受電地点が会社間連系点の場合に限ります。）または発電量調整供給契約（発電者から電気を受電する場合に限ります。）の申込みに先だち，次の事項を明らかにして，当社所定の様式により，受電側接続検討の申込みをしていただきます。	ロ 契約者または発電契約者は，接続供給契約（受電地点が会社間連系点の場合に限ります。）もしくは振替供給契約（受電地点が会社間連系点の場合に限ります。）または発電量調整供給契約（発電者から電気を受電する場合に限ります。）の申込みに先だち，次の事項を明らかにして，当社所定の様式により，受電側接続検討の申込みをしていただきます。
(ｲ) 接続供給の場合	(ｲ) 接続供給の場合
a 契約者の名称	a 契約者の名称
b 代表契約者の名称（契約者が複数の場合に限ります。）	b 代表契約者の名称（契約者が複数の場合に限ります。）
c 当該接続供給に必要となる当社以外の一般送配電事業者または配電事業者との振替供給契約等の内容または申込内容	c 当該接続供給に必要となる当社以外の一般送配電事業者または配電事業者との振替供給契約等の内容または申込内容
d 接続受電電力の最大値および最小値	d 接続受電電力の最大値および最小値
e 接続供給の開始希望日	e 接続供給の開始希望日

託送供給等約款新旧比較表

託送供給等約款（令和６年 10 月１日実施）	託送供給等約款（令和７年４月１日実施）
(ﾛ) 振替供給の場合	(ﾛ) 振替供給の場合
a 契約者の名称	a 契約者の名称
b 当該振替供給に必要となる当社以外の一般送配電事業者または配電事業者との振替供給契約等の内容または申込内容	b 当該振替供給に必要となる当社以外の一般送配電事業者または配電事業者との振替供給契約等の内容または申込内容
c 振替供給に係る受電電力の最大値および最小値	c 振替供給に係る受電電力の最大値および最小値
d 供給地点	d 供給地点
e 振替供給の開始希望日	e 振替供給の開始希望日
(ﾊ) 発電量調整供給の場合	(ﾊ) 発電量調整供給の場合
a 発電契約者の名称	a 発電契約者の名称
b 発電者の名称，発電場所および受電地点	b 発電者の名称，発電場所および受電地点
c 発電設備等の発電・放電方式，発電・放電出力および系統安定上必要な仕様	c 発電設備等の発電・放電方式，発電・放電出力および系統安定上必要な仕様
d 発電量調整受電電力の最大値および最小値	d 発電量調整受電電力の最大値および最小値
e 受電地点における受電電圧	e 受電地点における受電電圧
f 発電場所における負荷設備および受電設備	f 発電場所における負荷設備および受電設備
g 発電量調整供給の開始希望日	g 発電量調整供給の開始希望日
ハ 検討期間および調査料	ハ 検討期間および調査料
(ｲ) 当社は，原則として受電側接続検討の申込みから３月以内に検討結果をお知らせいたします。	(ｲ) 当社は，原則として受電側接続検討の申込みから３月以内に検討結果をお知らせいたします。
(ﾛ) 当社は，１受電地点１検討につき22万円を調査料として，受電側接続検討の申込み時に発電契約者から申し受けます。ただし，次の場合には，調査料を申し受けません。	(ﾛ) 当社は，１受電地点１検討につき22万円を調査料として，受電側接続検討の申込み時に発電契約者から申し受けます。ただし，次の場合には，調査料を申し受けません。
a 検討を要しない場合	a 検討を要しない場合
b 受電側接続検討の回答後，他の発電契約者の契約の申込みにともなう連系予約（当該契約の申込みに係る発電設備等が送電系統へ連系されたものとして取り扱うことをいいます。）によって送電系統の状況が変化した場合等，受電側接続検討の前提となる事実関係に変動がある場合で，かつ，調査料を申し受けた受電側接続検討の回答日から１年以内に受け付けた受電側接続検討のとき。	b 受電側接続検討の回答後，他の発電契約者の契約の申込みにともなう連系予約（当該契約の申込みに係る発電設備等が送電系統へ連系されたものとして取り扱うことをいいます。）によって送電系統の状況が変化した場合等，受電側接続検討の前提となる事実関係に変動がある場合で，かつ，調査料を申し受けた受電側接続検討の回答日から１年以内に受け付けた受電側接続検討のとき。
（２） 供給側接続事前検討の申込み	（２） 供給側接続事前検討の申込み
イ 当社は，契約者が希望される場合に，契約者に小売電気事業，特定送配電事業また	イ 当社は，契約者が希望される場合に，契約者に小売電気事業，特定送配電事業また

託送供給等約款新旧比較表

託送供給等約款（令和６年 10 月１日実施）	託送供給等約款（令和７年４月１日実施）
は自己等への電気の供給の用に供する電気を供給するにあたり，工事の要否および工事が必要な場合の当該工事の種別についての検討（以下「供給側接続事前検討」といいます。）をいたします。	は自己等への電気の供給の用に供する電気を供給するにあたり，工事の要否および工事が必要な場合の当該工事の種別についての検討（以下「供給側接続事前検討」といいます。）をいたします。
ロ　契約者は，次の事項を明らかにして，当社所定の様式により，供給側接続事前検討の申込みをしていただきます。この場合，契約者への情報開示に係る需要者の承諾書（当社所定の様式によります。）をあわせて提出していただくことがあります。また，分割接続供給を希望される場合は，あらかじめ双方の契約者で協議のうえ，申込みをしていただきます。	ロ　契約者は，次の事項を明らかにして，当社所定の様式により，供給側接続事前検討の申込みをしていただきます。この場合，契約者への情報開示に係る需要者の承諾書（当社所定の様式によります。）をあわせて提出していただくことがあります。また，分割接続供給を希望される場合は，あらかじめ双方の契約者で協議のうえ，申込みをしていただきます。
(ｲ)　需要者の名称，用途，需要場所（供給地点特定番号を含みます。）および供給地点	(ｲ)　需要者の名称，用途，需要場所（供給地点特定番号を含みます。）および供給地点
(ﾛ)　契約電力（分割接続供給を希望される場合は，１需要場所において使用できる最大電力〔キロワット〕といたします。），契約電流または契約容量	(ﾛ)　契約電力（分割接続供給を希望される場合は，１需要場所において使用できる最大電力〔キロワット〕といたします。），契約電流または契約容量
(ﾊ)　供給地点における供給電気方式および供給電圧	(ﾊ)　供給地点における供給電気方式および供給電圧
(ﾆ)　負荷設備または主開閉器	(ﾆ)　負荷設備または主開閉器
(ﾎ)　接続供給の開始希望日および使用期間	(ﾎ)　接続供給の開始希望日および使用期間
ハ　負荷設備，契約電力，契約電流または契約容量については，１年間を通じての最大の負荷を基準として，契約者から申し出ていただきます。この場合，１年間を通じての最大の負荷を確認するため，必要に応じて接続供給の開始希望日以降１年間の接続供給電力の計画値を当社所定の様式により申し出ていただきます。	ハ　負荷設備，契約電力，契約電流または契約容量については，１年間を通じての最大の負荷を基準として，契約者から申し出ていただきます。この場合，１年間を通じての最大の負荷を確認するため，必要に応じて接続供給の開始希望日以降１年間の接続供給電力の計画値を当社所定の様式により申し出ていただきます。
ニ　当社は，原則として供給側接続事前検討の申込みから２週間以内に検討結果をお知らせいたします。	ニ　当社は，原則として供給側接続事前検討の申込みから２週間以内に検討結果をお知らせいたします。
（３）　需要抑制量調整供給事前検討の申込み	（３）　需要抑制量調整供給事前検討の申込み
イ　当社は，需要抑制契約者が希望される場合に，特定卸供給の用に供する電気を受電するにあたり，工事の要否および工事が必要な場合の当該工事の種別についての検討（以下「需要抑制量調整供給事前検討」といいます。）をいたします。	イ　当社は，需要抑制契約者が希望される場合に，特定卸供給の用に供する電気を受電するにあたり，工事の要否および工事が必要な場合の当該工事の種別についての検討（以下「需要抑制量調整供給事前検討」といいます。）をいたします。
ロ　需要抑制契約者は，次の事項を明らかにして，当社所定の様式により，需要抑制量調整供給事前検討の申込みをしていただきます。この場合，需要抑制契約者への情報開示に係る需要者の承諾書（当社所定の様式によります。）をあわせて提出していただくことがあります。	ロ　需要抑制契約者は，次の事項を明らかにして，当社所定の様式により，需要抑制量調整供給事前検討の申込みをしていただきます。この場合，需要抑制契約者への情報開示に係る需要者の承諾書（当社所定の様式によります。）をあわせて提出していただくことがあります。
(ｲ)　需要抑制契約者の名称	(ｲ)　需要抑制契約者の名称

託送供給等約款新旧比較表

託送供給等約款（令和６年 10 月１日実施）	託送供給等約款（令和７年４月１日実施）
(ﾛ)　需要者の名称，需要場所（供給地点特定番号を含みます。）	(ﾛ)　需要者の名称，需要場所（供給地点特定番号を含みます。）
(ﾊ)　需要抑制量調整供給の開始希望日	(ﾊ)　需要抑制量調整供給の開始希望日
ハ　当社は，原則として需要抑制量調整供給事前検討の申込みから２週間以内に検討結果をお知らせいたします。	ハ　当社は，原則として需要抑制量調整供給事前検討の申込みから２週間以内に検討結果をお知らせいたします。
（４）　契約の申込み	（４）　契約の申込み
契約者は，（１）ロ(ｲ)または(ﾛ)の事項およびイまたはロの事項を，発電契約者は，（１）ロ(ﾊ)の事項およびハの事項を，需要抑制契約者は，ニの事項を明らかにして，当社所定の様式により，接続供給契約，振替供給契約，発電量調整供給契約，系統連系受電契約または需要抑制量調整供給契約の申込みをしていただきます。この場合，８（契約の要件）（１）ヘおよび接続供給の実施に必要な需要者の情報を当社が契約者に対し提供することに関する需要者の契約者に対する承諾書の写し，８（契約の要件）（２）ホに定める要件を満たすことを証明する文書および８（契約の要件）（２）ヌに定める発電者の発電契約者に対する承諾書の写しまたは８（契約の要件）（４）ホおよび需要抑制量調整供給の実施に必要な需要者の情報を当社が需要抑制契約者に対し提供することに関する需要者の需要抑制契約者に対する承諾書の写しをあわせて提出していただきます。ただし，発電契約者と発電者との間で締結する電力受給に関する契約等において，発電者が系統連系受電契約の締結について合意していることおよび発電者がこの約款に関する事項を遵守することを承諾していることが明らかな場合，契約者と需要者との間で締結する電力需給に関する契約等において，需要者がこの約款に関する事項を遵守することおよび接続供給の実施に必要な需要者の情報を，当社が契約者に対し提供することを承諾していることが明らかな場合または需要抑制契約者と需要者との間で締結する需要抑制に関する契約等において，需要者がこの約款に関する事項を遵守することおよび需要抑制量調整供給の実施に必要な需要者の情報を，当社が需要抑制契約者に対し提供することを承諾していることが明らかな場合で，当社が当該文書および承諾書の提出を不要と判断するときは，当該文書および承諾書の提出を省略することができるものといたします。	契約者は，（１）ロ(ｲ)または(ﾛ)の事項およびイまたはロの事項を，発電契約者は，（１）ロ(ﾊ)の事項およびハの事項を，需要抑制契約者は，ニの事項を明らかにして，当社所定の様式により，接続供給契約，振替供給契約，発電量調整供給契約，系統連系受電契約または需要抑制量調整供給契約の申込みをしていただきます。この場合，８（契約の要件）（１）ヘおよび接続供給の実施に必要な需要者の情報を当社が契約者に対し提供することに関する需要者の契約者に対する承諾書の写し，８（契約の要件）（２）ホに定める要件を満たすことを証明する文書および８（契約の要件）（２）ヌに定める発電者の発電契約者に対する承諾書の写しまたは８（契約の要件）（４）ホおよび需要抑制量調整供給の実施に必要な需要者の情報を当社が需要抑制契約者に対し提供することに関する需要者の需要抑制契約者に対する承諾書の写しをあわせて提出していただきます。ただし，発電契約者と発電者との間で締結する電力受給に関する契約等において，発電者が系統連系受電契約の締結について合意していることおよび発電者がこの約款に関する事項を遵守することを承諾していることが明らかな場合，契約者と需要者との間で締結する電力需給に関する契約等において，需要者がこの約款に関する事項を遵守することおよび接続供給の実施に必要な需要者の情報を，当社が契約者に対し提供することを承諾していることが明らかな場合または需要抑制契約者と需要者との間で締結する需要抑制に関する契約等において，需要者がこの約款に関する事項を遵守することおよび需要抑制量調整供給の実施に必要な需要者の情報を，当社が需要抑制契約者に対し提供することを承諾していることが明らかな場合で，当社が当該文書および承諾書の提出を不要と判断するときは，当該文書および承諾書の提出を省略することができるものといたします。
なお，自己等への電気の供給の用に供するための接続供給契約または振替供給契約を希望される場合は，８（契約の要件）（１）リに定める要件を満たすことを証明する文書をあわせて提出していただきます。この場合，当社は，必要に応じて，所管の官庁にこの要件を満たすことの確認を行ないます。	なお，自己等への電気の供給の用に供するための接続供給契約または振替供給契約を希望される場合は，８（契約の要件）（１）リに定める要件を満たすことを証明する文書をあわせて提出していただきます。この場合，当社は，必要に応じて，所管の官庁にこの要件を満たすことの確認を行ないます。

託送供給等約款新旧比較表

託送供給等約款（令和６年 10 月１日実施）	託送供給等約款（令和７年４月１日実施）
また，発電量調整供給契約を希望される場合で，電力広域的運営推進機関送配電等業務指針に定める保証金（以下「系統連系保証金」といい，その金額は電力広域的運営推進機関業務規程に定める方法により算定いたします。）を要するときは，系統連系保証金をお支払いいただき，かつ，電源接続案件一括検討プロセスにもとづき工事費負担金補償金を定めるときは，当社と工事費負担金の補償に関する契約を締結のうえ，（１）の申込みに対する当社の回答日から１年以内（電源接続案件一括検討プロセスにもとづき申込みをされる場合および海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律〔以下「再エネ海域利用法」といいます。〕第13条第２項第10号に規定する選定事業者〔以下「選定事業者」といいます。〕を発電者として申込みをされる場合を除きます。）に申込みをしていただくものとし，需要抑制量調整供給契約を希望される場合は，８（契約の要件）（４）イに定める要件を満たすことを証明する文書を提出していただきます。	また，発電量調整供給契約を希望される場合で，電力広域的運営推進機関送配電等業務指針に定める保証金（以下「系統連系保証金」といい，その金額は電力広域的運営推進機関業務規程に定める方法により算定いたします。）を要するときは，系統連系保証金をお支払いいただき，かつ，電源接続案件一括検討プロセスにもとづき工事費負担金補償金を定めるときは，当社と工事費負担金の補償に関する契約を締結のうえ，（１）の申込みに対する当社の回答日から１年以内（電源接続案件一括検討プロセスにもとづき申込みをされる場合および海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律〔以下「再エネ海域利用法」といいます。〕第13条第２項第10号に規定する選定事業者〔以下「選定事業者」といいます。〕を発電者として申込みをされる場合を除きます。）に申込みをしていただくものとし，需要抑制量調整供給契約を希望される場合は，８（契約の要件）（４）イに定める要件を満たすことを証明する文書を提出していただきます。
イ　接続供給の場合	イ　接続供給の場合
(ｲ)　需要者の名称，用途，需要場所（供給地点特定番号を含みます。）および供給地点	(ｲ)　需要者の名称，用途，需要場所（供給地点特定番号を含みます。）および供給地点
(ﾛ)　供給地点における供給電気方式および供給電圧	(ﾛ)　供給地点における供給電気方式および供給電圧
(ﾊ)　需要場所における負荷設備，主開閉器，受電設備および発電設備等	(ﾊ)　需要場所における負荷設備，主開閉器，受電設備および発電設備等
(ﾆ)　契約電力（分割接続供給を希望される場合は，申込みをされる契約者に係る契約電力といたします。），契約電流または契約容量	(ﾆ)　契約電力（分割接続供給を希望される場合は，申込みをされる契約者に係る契約電力といたします。），契約電流または契約容量
(ﾎ)　契約受電電力	(ﾎ)　契約受電電力
(ﾍ)　希望される接続送電サービス，臨時接続送電サービスまたは予備送電サービスの種別（分割接続供給を希望される場合は，申込みをされる契約者に係る接続送電サービス，臨時接続送電サービスまたは予備送電サービスの種別といたします。）	(ﾍ)　希望される接続送電サービス，臨時接続送電サービスまたは予備送電サービスの種別（分割接続供給を希望される場合は，申込みをされる契約者に係る接続送電サービス，臨時接続送電サービスまたは予備送電サービスの種別といたします。）
(ﾄ)　接続受電電力の計画値および接続供給電力の計画値	(ﾄ)　接続受電電力の計画値および接続供給電力の計画値
(ﾁ)　電気の調達先となる契約者，発電契約者または需要抑制契約者の名称および調達量の計画値	(ﾁ)　電気の調達先となる契約者，発電契約者または需要抑制契約者の名称および調達量の計画値
(ﾘ)　電気の販売先となる契約者，発電契約者または需要抑制契約者の名称および販売量の計画値	(ﾘ)　電気の販売先となる契約者，発電契約者または需要抑制契約者の名称および販売量の計画値
(ﾇ)　連　絡　体　制	(ﾇ)　連　絡　体　制
(ﾙ)　20（臨時接続送電サービス）を希望される場合には，契約使用期間（分割接続供	(ﾙ)　20（臨時接続送電サービス）を希望される場合には，契約使用期間（分割接続供

託送供給等約款新旧比較表

託送供給等約款（令和６年 10 月１日実施）	託送供給等約款（令和７年４月１日実施）
給を希望される場合は，申込みをされる契約者に係る契約使用期間といたします。）	給を希望される場合は，申込みをされる契約者に係る契約使用期間といたします。）
(ﾇ)　分割接続供給を希望される場合，次の事項（あらかじめ双方の契約者で協議のうえ，申込みをしていただきます。）	(ﾇ)　分割接続供給を希望される場合，次の事項（あらかじめ双方の契約者で協議のうえ，申込みをしていただきます。）
a　15（供給および契約の単位）（２）イまたはロのうち希望される分割接続供給の形態	a　15（供給および契約の単位）（２）イまたはロのうち希望される分割接続供給の形態
b　15（供給および契約の単位）（２）イにより当社が分割接続供給を行なう場合，それぞれの契約者への分割接続供給の形態	b　15（供給および契約の単位）（２）イにより当社が分割接続供給を行なう場合，それぞれの契約者への分割接続供給の形態
c　15（供給および契約の単位）（２）イ(ｲ)により当社が分割接続供給を行なう場合，契約者があらかじめ定めた30分ごとの電力量（以下「通告電力量」といいます。）を当社に通知する契約者	c　15（供給および契約の単位）（２）イ(ｲ)により当社が分割接続供給を行なう場合，契約者があらかじめ定めた30分ごとの電力量（以下「通告電力量」といいます。）を当社に通知する契約者
d　15（供給および契約の単位）（２）ロにより当社が分割接続供給を行なう場合，それぞれの契約者へ分割接続供給する時間帯（以下「供給時間帯」といいます。）および分割接続供給に係る料金その他の調整先となる契約者	d　15（供給および契約の単位）（２）ロにより当社が分割接続供給を行なう場合，それぞれの契約者へ分割接続供給する時間帯（以下「供給時間帯」といいます。）および分割接続供給に係る料金その他の調整先となる契約者
e　分割接続供給に係る料金その他の調整に使用する，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービス契約電力および接続送電サービスの種別	e　分割接続供給に係る料金その他の調整に使用する，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービス契約電力および接続送電サービスの種別
f　臨時接続送電サービスを希望される場合は，分割接続供給に係る料金その他の調整に使用する，１供給地点につき，１臨時接続送電サービスを適用したときの臨時接続送電サービス契約電力および臨時接続送電サービスの種別	f　臨時接続送電サービスを希望される場合は，分割接続供給に係る料金その他の調整に使用する，１供給地点につき，１臨時接続送電サービスを適用したときの臨時接続送電サービス契約電力および臨時接続送電サービスの種別
g　予備送電サービスを希望される場合は，分割接続供給に係る料金その他の調整に使用する，１供給地点につき，１予備送電サービスを適用したときの予備送電サービス契約電力および予備送電サービスの種別	g　予備送電サービスを希望される場合は，分割接続供給に係る料金その他の調整に使用する，１供給地点につき，１予備送電サービスを適用したときの予備送電サービス契約電力および予備送電サービスの種別
また，負荷設備，契約電力，契約電流または契約容量については，１年間を通じての最大の負荷を基準として，契約者から申し出ていただきます。この場合，１年間を通じての最大の負荷を確認するため，必要に応じて接続供給の開始希望日以降１年間の接続供給電力の計画値を当社所定の様式により申し出ていただきます。	また，負荷設備，契約電力，契約電流または契約容量については，１年間を通じての最大の負荷を基準として，契約者から申し出ていただきます。この場合，１年間を通じての最大の負荷を確認するため，必要に応じて接続供給の開始希望日以降１年間の接続供給電力の計画値を当社所定の様式により申し出ていただきます。
ロ　振替供給の場合	ロ　振替供給の場合
(ｲ)　連　絡　体　制	(ｲ)　連　絡　体　制
(ﾛ)　当社が小売電気事業，一般送配電事業，特定送配電事業または自己等への電気の	(ﾛ)　当社が小売電気事業，一般送配電事業，特定送配電事業または自己等への電気の

託送供給等約款新旧比較表

託送供給等約款（令和６年 10 月１日実施）	託送供給等約款（令和７年４月１日実施）
供給の用に供する電気を振替供給する場合には，当該振替供給に係る当社以外の一般送配電事業者または配電事業者との接続供給契約等の内容または申込内容	供給の用に供する電気を振替供給する場合には，当該振替供給に係る当社以外の一般送配電事業者または配電事業者との接続供給契約等の内容または申込内容
ハ　発電量調整供給の場合	ハ　発電量調整供給の場合
(ｲ)　発電場所の受電地点特定番号および発電設備等に係る供給地点の供給地点特定番号	(ｲ)　発電場所の受電地点特定番号および発電設備等に係る供給地点の供給地点特定番号
(ﾛ)　契約受電電力および同時最大受電電力	(ﾛ)　契約受電電力および同時最大受電電力
(ﾊ)　発電量調整受電計画電力	(ﾊ)　発電量調整受電計画電力
(ﾆ)　電気の調達先となる契約者，発電契約者または需要抑制契約者の名称および調達量の計画値	(ﾆ)　電気の調達先となる契約者，発電契約者または需要抑制契約者の名称および調達量の計画値
(ﾎ)　電気の販売先となる契約者，発電契約者または需要抑制契約者の名称および販売量の計画値	(ﾎ)　電気の販売先となる契約者，発電契約者または需要抑制契約者の名称および販売量の計画値
(ﾍ)　連　絡　体　制	(ﾍ)　連　絡　体　制
ニ　需要抑制量調整供給の場合	ニ　需要抑制量調整供給の場合
(ｲ)　需要抑制契約者の名称	(ｲ)　需要抑制契約者の名称
(ﾛ)　需要抑制量調整受電計画電力	(ﾛ)　需要抑制量調整受電計画電力
(ﾊ)　需要抑制を行なう場合の30分ごとの需要抑制量調整受電計画電力量に対応する，需要抑制の予定電力量（１ベースラインに係る需要場所を複数とする場合で，当該ベースラインにもとづく需要抑制量調整受電計画電力量を設定するときは，需要場所ごとの需要抑制量調整供給に係る需要抑制の予定電力量といたします。）の最小値	(ﾊ)　需要抑制を行なう場合の30分ごとの需要抑制量調整受電計画電力量に対応する，需要抑制の予定電力量（１ベースラインに係る需要場所を複数とする場合で，当該ベースラインにもとづく需要抑制量調整受電計画電力量を設定するときは，需要場所ごとの需要抑制量調整供給に係る需要抑制の予定電力量といたします。）の最小値
(ﾆ)　需要抑制を行なう場合の30分ごとの販売計画の最小値	(ﾆ)　需要抑制を行なう場合の30分ごとの販売計画の最小値
(ﾎ)　需要者の名称および需要場所（供給地点特定番号を含みます。）	(ﾎ)　需要者の名称および需要場所（供給地点特定番号を含みます。）
(ﾍ)　需要者と電力需給に関する契約等を締結している契約者の名称	(ﾍ)　需要者と電力需給に関する契約等を締結している契約者の名称
(ﾄ)　需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量および需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量の算定方法となる31（電力および電力量の算定）(14)イまたはロ	(ﾄ)　需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量および需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量の算定方法となる31（電力および電力量の算定）(14)イまたはロ
(ﾁ)　電気の調達先となる契約者，発電契約者または需要抑制契約者の名称および調達量の計画値	(ﾁ)　電気の調達先となる契約者，発電契約者または需要抑制契約者の名称および調達量の計画値
(ﾘ)　電気の販売先となる契約者，発電契約者または需要抑制契約者の名称および販売量の計画値	(ﾘ)　電気の販売先となる契約者，発電契約者または需要抑制契約者の名称および販売量の計画値
(ﾇ)　需要抑制量調整供給の開始希望日	(ﾇ)　需要抑制量調整供給の開始希望日

託送供給等約款新旧比較表

託送供給等約款（令和６年 10 月１日実施）	託送供給等約款（令和７年４月１日実施）
(ﾙ) 連　絡　体　制 なお，需要抑制バランシンググループごとの(ﾄ)の算定方法となる31（電力および電力量の算定）(14)イまたはロのいずれかの適用を開始した後１年間は同一の算定方法の適用を継続していただくものといたします。	(ﾙ) 連　絡　体　制 なお，需要抑制バランシンググループごとの(ﾄ)の算定方法となる31（電力および電力量の算定）(14)イまたはロのいずれかの適用を開始した後１年間は同一の算定方法の適用を継続していただくものといたします。
（５） 当社は，接続供給契約（受電地点〔会社間連系点の場合に限ります。〕に係る事項に限ります。）または振替供給契約について，当日等の利用分および翌日等の利用分に限り，(４)に定める様式以外で当社が指定した方法により契約者に申込みをしていただくことがあります。また，当社は，受給契約等にもとづく連系線の利用に係る事項（当社以外の一般送配電事業者の連系線の利用に係る事項を含みます。）について，当社が指定した方法により契約者に提出していただくことがあります。この場合，当該申込み方法による申込みに係る託送供給の実施または受給契約等にもとづく連系線の利用に係る事項の提出にともなって必要となる事項に関する契約（以下「契約者に係る基本契約」といいます。）を当社とあらかじめ締結していただきます。 なお，契約者に係る基本契約の契約期間は，契約者と当社との協議が整った日から１年間とし，契約期間満了に先だって契約内容に変更がない場合は，契約期間満了後も１年ごとに同一条件で継続されるものといたします。 また，契約者に係る基本契約で定める事項について，基本契約書を作成いたします。	（５） 当社は，接続供給契約（受電地点〔会社間連系点の場合に限ります。〕に係る事項に限ります。）または振替供給契約について，当日等の利用分および翌日等の利用分に限り，(４)に定める様式以外で当社が指定した方法により契約者に申込みをしていただくことがあります。また，当社は，受給契約等にもとづく連系線の利用に係る事項（当社以外の一般送配電事業者の連系線の利用に係る事項を含みます。）について，当社が指定した方法により契約者に提出していただくことがあります。この場合，当該申込み方法による申込みに係る託送供給の実施または受給契約等にもとづく連系線の利用に係る事項の提出にともなって必要となる事項に関する契約（以下「契約者に係る基本契約」といいます。）を当社とあらかじめ締結していただきます。 なお，契約者に係る基本契約の契約期間は，契約者と当社との協議がととのった日から１年間とし，契約期間満了に先だって契約内容に変更がない場合は，契約期間満了後も１年ごとに同一条件で継続されるものといたします。 また，契約者に係る基本契約で定める事項について，基本契約書を作成いたします。
（６） 当社は，受給契約等にもとづく連系線の利用に係る事項（当社以外の一般送配電事業者の連系線の利用に係る事項を含みます。）について，当社が指定した方法により発電契約者に提出していただくことがあります。この場合，受給契約等にもとづく連系線の利用に係る事項の提出にともなって必要となる事項に関する契約（以下「発電契約者に係る基本契約」といいます。）を当社とあらかじめ締結していただきます。 なお，発電契約者に係る基本契約の契約期間は，発電契約者と当社との協議が整った日から１年間とし，契約期間満了に先だって契約内容に変更がない場合は，契約期間満了後も１年ごとに同一条件で継続されるものといたします。 また，発電契約者に係る基本契約で定める事項について，基本契約書を作成いたします。	（６） 当社は，受給契約等にもとづく連系線の利用に係る事項（当社以外の一般送配電事業者の連系線の利用に係る事項を含みます。）について，当社が指定した方法により発電契約者に提出していただくことがあります。この場合，受給契約等にもとづく連系線の利用に係る事項の提出にともなって必要となる事項に関する契約（以下「発電契約者に係る基本契約」といいます。）を当社とあらかじめ締結していただきます。 なお，発電契約者に係る基本契約の契約期間は，発電契約者と当社との協議がととのった日から１年間とし，契約期間満了に先だって契約内容に変更がない場合は，契約期間満了後も１年ごとに同一条件で継続されるものといたします。 また，発電契約者に係る基本契約で定める事項について，基本契約書を作成いたします。
（７） 当社は，受給契約等にもとづく連系線の利用に係る事項（当社以外の一般送配電事業者の連系線の利用に係る事項を含みます。）について，当社が指定した方法により需要抑	（７） 当社は，受給契約等にもとづく連系線の利用に係る事項（当社以外の一般送配電事業者の連系線の利用に係る事項を含みます。）について，当社が指定した方法により需要抑

託送供給等約款新旧比較表

託送供給等約款（令和６年 10 月１日実施）	託送供給等約款（令和７年４月１日実施）
制契約者に提出していただくことがあります。この場合，受給契約等にもとづく連系線の利用に係る事項の提出にともなって必要となる事項に関する契約（以下「需要抑制契約者に係る基本契約」といいます。）を当社とあらかじめ締結していただきます。 なお，需要抑制契約者に係る基本契約の契約期間は，需要抑制契約者と当社との協議が整った日から１年間とし，契約期間満了に先だって契約内容に変更がない場合は，契約期間満了後も１年ごとに同一条件で継続されるものといたします。 また，需要抑制契約者に係る基本契約で定める事項について，基本契約書を作成いたします。	制契約者に提出していただくことがあります。この場合，受給契約等にもとづく連系線の利用に係る事項の提出にともなって必要となる事項に関する契約（以下「需要抑制契約者に係る基本契約」といいます。）を当社とあらかじめ締結していただきます。 なお，需要抑制契約者に係る基本契約の契約期間は，需要抑制契約者と当社との協議がととのった日から１年間とし，契約期間満了に先だって契約内容に変更がない場合は，契約期間満了後も１年ごとに同一条件で継続されるものといたします。 また，需要抑制契約者に係る基本契約で定める事項について，基本契約書を作成いたします。
15　供給および契約の単位 （１）　当社は，次の場合を除き，１需要場所について１接続送電サービスまたは１臨時接続送電サービスを適用し，１電気方式，１引込みおよび１計量をもって託送供給を行ない，１発電場所について１系統連系受電サービスを適用（当社が特定契約を締結している場合〔発電契約者が発電者との間で電力受給に関する契約を締結している場合を除きます。〕を除きます。）し，１電気方式，１引込みおよび１計量をもって発電量調整供給を行ないます。 イ　１需要場所につき，(ｲ)および(ﾛ)の２臨時接続送電サービスをあわせて契約する場合，または，次の１臨時接続送電サービス（(ｲ)および(ﾛ)の２臨時接続送電サービスをあわせて契約する場合またはへの場合は，２臨時接続送電サービスといたします。）とこれ以外の１接続送電サービス（ロまたはへの場合は，２接続送電サービスといたします。）とをあわせて契約する場合 (ｲ)　電灯臨時定額接続送電サービスおよび電灯臨時接続送電サービスのうちの１臨時接続送電サービス (ﾛ)　動力臨時定額接続送電サービスおよび動力臨時接続送電サービスのうちの１臨時接続送電サービス (ﾊ)　高圧臨時接続送電サービス (ﾆ)　特別高圧臨時接続送電サービス ロ　電灯または小型機器と動力とをあわせて使用する需要者に供給する場合で，次の２接続送電サービスをあわせて契約する場合	**15　供給および契約の単位** （１）　当社は，次の場合を除き，１需要場所について１接続送電サービスまたは１臨時接続送電サービスを適用し，１電気方式，１引込みおよび１計量をもって託送供給を行ない，１発電場所について１系統連系受電サービスを適用（当社が特定契約を締結している場合〔発電契約者が発電者との間で電力受給に関する契約を締結している場合を除きます。〕を除きます。）し，１電気方式，１引込みおよび１計量をもって発電量調整供給を行ないます。 イ　１需要場所につき，(ｲ)および(ﾛ)の２臨時接続送電サービスをあわせて契約する場合，または，次の１臨時接続送電サービス（(ｲ)および(ﾛ)の２臨時接続送電サービスをあわせて契約する場合またはへの場合は，２臨時接続送電サービスといたします。）とこれ以外の１接続送電サービス（ロまたはへの場合は，２接続送電サービスといたします。）とをあわせて契約する場合 (ｲ)　電灯臨時定額接続送電サービスおよび電灯臨時接続送電サービスのうちの１臨時接続送電サービス (ﾛ)　動力臨時定額接続送電サービスおよび動力臨時接続送電サービスのうちの１臨時接続送電サービス (ﾊ)　高圧臨時接続送電サービス (ﾆ)　特別高圧臨時接続送電サービス ロ　電灯または小型機器と動力とをあわせて使用する需要者に供給する場合で，次の２接続送電サービスをあわせて契約する場合

託送供給等約款新旧比較表

託送供給等約款（令和６年 10 月１日実施）	託送供給等約款（令和７年４月１日実施）
（ｲ） 電灯定額接続送電サービス，電灯標準接続送電サービス，電灯時間帯別接続送電サービスおよび電灯従量接続送電サービスのうちの１接続送電サービス	（ｲ） 電灯定額接続送電サービス，電灯標準接続送電サービス，電灯時間帯別接続送電サービスおよび電灯従量接続送電サービスのうちの１接続送電サービス
（ﾛ） 動力標準接続送電サービス，動力時間帯別接続送電サービスおよび動力従量接続送電サービスのうちの１接続送電サービス	（ﾛ） 動力標準接続送電サービス，動力時間帯別接続送電サービスおよび動力従量接続送電サービスのうちの１接続送電サービス
ハ 共同引込線による引込みで託送供給または発電量調整供給を行なう場合	ハ 共同引込線による引込みで託送供給または発電量調整供給を行なう場合
ニ 予備送電サービスをあわせて契約する場合	ニ 予備送電サービスをあわせて契約する場合
ホ 災害による被害を防ぐための措置，温室効果ガス等の排出の抑制等のための措置，または電気工作物の設置および運用の合理化のための措置その他の電気の使用者の利益に資する措置にともない，契約者または発電契約者からの申出がある場合で，当社が技術上，保安上適当と認めたとき。	ホ 災害による被害を防ぐための措置，温室効果ガス等の排出の抑制等のための措置，または電気工作物の設置および運用の合理化のための措置その他の電気の使用者の利益に資する措置にともない，契約者または発電契約者からの申出がある場合で，当社が技術上，保安上適当と認めたとき。
ヘ （２）イまたはロにより当社が分割接続供給を行なう場合	ヘ （２）イまたはロにより当社が分割接続供給を行なう場合
ト その他技術上，経済上やむをえない場合等特別の事情がある場合	ト その他技術上，経済上やむをえない場合等特別の事情がある場合
（２） 接続供給の場合，当社は，あらかじめ定めた発電契約者または電力広域的運営推進機関が定めた発電契約者および需要場所について，１接続供給契約を結び，１需要バランシンググループを設定いたします。この場合，それぞれの需要場所は原則として１接続供給契約に属するものとし，また，当社は，原則として，１契約者に対して１接続供給契約を結びます。	（２） 接続供給の場合，当社は，あらかじめ定めた発電契約者または電力広域的運営推進機関が定めた発電契約者および需要場所について，１接続供給契約を結び，１需要バランシンググループを設定いたします。この場合，それぞれの需要場所は原則として１接続供給契約に属するものとし，また，当社は，原則として，１契約者に対して１接続供給契約を結びます。
なお，電気鉄道の場合で，負荷が移動するために同一送電系統に属する２以上の供給地点において常時電気の供給を受ける契約者が希望されるときは，その料金その他の供給条件について複数供給地点を１供給地点とみなすことがあります。	なお，電気鉄道の場合で，負荷が移動するために同一送電系統に属する２以上の供給地点において常時電気の供給を受ける契約者が希望されるときは，その料金その他の供給条件について複数供給地点を１供給地点とみなすことがあります。
また，当社は，分割接続供給の場合，１需要場所につき，２契約者にそれぞれ１接続供給契約を適用し，原則として２接続送電サービスまたは２臨時接続送電サービスを適用のうえ，１電気方式，１引込みおよび１計量をもって次のいずれかの形態で分割接続供給を行ないます。	また，当社は，分割接続供給の場合，１需要場所につき，２契約者にそれぞれ１接続供給契約を適用し，原則として２接続送電サービスまたは２臨時接続送電サービスを適用のうえ，１電気方式，１引込みおよび１計量をもって次のいずれかの形態で分割接続供給を行ないます。
イ 当社が，１需要場所において，あらかじめ定めた量の電気の供給を行なう契約者（以下「非需要追随供給者」といいます。）およびそれ以外の電気の供給を行なう契約者（以下「需要追随供給者」といいます。）に分割接続供給を行なう形態	イ 当社が，１需要場所において，あらかじめ定めた量の電気の供給を行なう契約者（以下「非需要追随供給者」といいます。）およびそれ以外の電気の供給を行なう契約者（以下「需要追随供給者」といいます。）に分割接続供給を行なう形態
なお，非需要追随供給者への分割接続供給は，次のいずれかの方法で行ないます。	なお，非需要追随供給者への分割接続供給は，次のいずれかの方法で行ないます。
（ｲ） 当社が，通告電力量に応じて分割接続供給を行なう方法	（ｲ） 当社が，通告電力量に応じて分割接続供給を行なう方法

託送供給等約款新旧比較表

託送供給等約款（令和６年 10 月１日実施）	託送供給等約款（令和７年４月１日実施）
(ﾛ)　当社が，すべての時間帯において，一定の電力量（原則として，19〔接続送電サービス〕（２）イ(ﾍ) a，ロまたは20〔臨時接続送電サービス〕（２）ロの非需要追随供給者に係る接続送電サービス契約電力または臨時接続送電サービス契約電力の値を２で除した値をいいます。以下「ベース電力量」といいます。）で分割接続供給を行なう方法	(ﾛ)　当社が，すべての時間帯において，一定の電力量（原則として，19〔接続送電サービス〕（２）イ(ﾍ) a，ロまたは20〔臨時接続送電サービス〕（２）ロの非需要追随供給者に係る接続送電サービス契約電力または臨時接続送電サービス契約電力の値を２で除した値をいいます。以下「ベース電力量」といいます。）で分割接続供給を行なう方法
ロ　当社が，１需要場所において，供給時間帯ごとに，それぞれの契約者に分割接続供給を行なう形態	ロ　当社が，１需要場所において，供給時間帯ごとに，それぞれの契約者に分割接続供給を行なう形態
（３）　振替供給の場合，当社は，原則として，あらかじめ定めた発電契約者または電力広域的運営推進機関が定めた発電契約者（発電契約者が複数ある場合は，同一の一般送配電事業者または同一の配電事業者と発電量調整供給契約を締結するものといたします。）および１供給地点（当社以外の一般送配電事業者または配電事業者との接続供給契約ごとに１供給地点とみなします。）について，１振替供給契約を結びます。	（３）　振替供給の場合，当社は，原則として，あらかじめ定めた発電契約者または電力広域的運営推進機関が定めた発電契約者（発電契約者が複数ある場合は，同一の一般送配電事業者または同一の配電事業者と発電量調整供給契約を締結するものといたします。）および１供給地点（当社以外の一般送配電事業者または配電事業者との接続供給契約ごとに１供給地点とみなします。）について，１振替供給契約を結びます。
（４）　発電量調整供給の場合，当社は，原則として，あらかじめ定めた発電場所（発電場所が複数ある場合は，同一の一般送配電事業者の供給設備に接続するものといたします。）および発電バランシンググループについて，１発電量調整供給契約を結びます。また，当社は，当社が特定契約を締結している場合（発電契約者が発電者との間で電力受給に関する契約を締結している場合を除きます。）を除き，原則として，あらかじめ定めた発電場所について，１系統連系受電契約を結びます。 なお，低圧の受電地点に係る発電場所および当社または当社の供給区域で事業を営む配電事業者が指定する系統運用上必要な調整機能を有する発電設備等であって別途当社または当社の供給区域で事業を営む配電事業者と調整に関する契約を締結する設備（極短周期成分に対応する周波数制御用の調整機能のみを提供する場合を除きます。以下「調整電源」といいます。）に該当する発電場所は，原則として１発電バランシンググループに属するものといたします。この場合，調整電源に該当する発電場所は，原則として発電場所ごとに発電バランシンググループを設定していただきます。 また，再生可能エネルギー発電設備（再生可能エネルギー特別措置法第２条第２項に定める再生可能エネルギー発電設備をいいます。ただし，特定契約により再生可能エネルギー電気を供給する事業に係る発電設備に限ります。）の受電地点に係る発電場所が発電バランシンググループに含まれる場合は，次のとおりといたします。	（４）　発電量調整供給の場合，当社は，原則として，あらかじめ定めた発電場所（発電場所が複数ある場合は，同一の一般送配電事業者の供給設備に接続するものといたします。）および発電バランシンググループについて，１発電量調整供給契約を結びます。また，当社は，当社が特定契約を締結している場合（発電契約者が発電者との間で電力受給に関する契約を締結している場合を除きます。）を除き，原則として，あらかじめ定めた発電場所について，１系統連系受電契約を結びます。 なお，低圧の受電地点に係る発電場所および当社または当社の供給区域で事業を営む配電事業者が指定する系統運用上必要な調整機能を有する発電設備等であって別途当社または当社の供給区域で事業を営む配電事業者と調整に関する契約を締結する設備（極短周期成分に対応する周波数制御用の調整機能のみを提供する場合を除きます。以下「調整電源」といいます。）に該当する発電場所は，原則として１発電バランシンググループに属するものといたします。この場合，調整電源に該当する発電場所は，原則として発電場所ごとに発電バランシンググループを設定していただきます。 また，再生可能エネルギー発電設備（再生可能エネルギー特別措置法第２条第２項に定める再生可能エネルギー発電設備をいいます。ただし，特定契約により再生可能エネルギー電気を供給する事業に係る発電設備等に限ります。）の受電地点に係る発電場所が発電バランシンググループに含まれる場合は，次のとおりといたします。

託送供給等約款新旧比較表

託送供給等約款（令和６年 10 月１日実施）	託送供給等約款（令和７年４月１日実施）
イ　附則５（発電量調整供給契約についての特別措置［再生可能エネルギー発電設備］）（５）または（６）に該当する場合で，インバランスリスク単価（再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則〔以下「再生可能エネルギー特別措置法施行規則」といいます。〕に定めるインバランスリスクに係る単価をいいます。）が異なる再生可能エネルギー発電設備をあわせて使用されるときは，同一の特定契約に係って受電する電気のみに係る発電バランシンググループ（以下「特例発電バランシンググループ」といいます。）に含まれる再生可能エネルギー発電設備に適用されるインバランスリスク単価が同一となるように特例発電バランシンググループを設定していただきます。	イ　附則５（発電量調整供給契約についての特別措置［再生可能エネルギー発電設備］）（５）または（６）に該当する場合で，インバランスリスク単価（再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則〔以下「再生可能エネルギー特別措置法施行規則」といいます。〕に定めるインバランスリスクに係る単価をいいます。）が異なる再生可能エネルギー発電設備をあわせて使用されるときは，同一の特定契約に係って受電する電気のみに係る発電バランシンググループ（以下「特例発電バランシンググループ」といいます。）に含まれる再生可能エネルギー発電設備に適用されるインバランスリスク単価が同一となるように特例発電バランシンググループを設定していただきます。
ロ　附則５（発電量調整供給契約についての特別措置［再生可能エネルギー発電設備］）（５）の適用を受ける再生可能エネルギー発電設備の受電地点に係る発電場所は，原則として発電量調整受電計画差対応補給電力料金単価等が異なる複数のバランシンググループに属することはできないものといたします。	ロ　附則５（発電量調整供給契約についての特別措置［再生可能エネルギー発電設備］）（５）の適用を受ける再生可能エネルギー発電設備の受電地点に係る発電場所は，原則として発電量調整受電計画差対応補給電力料金単価等が異なる複数のバランシンググループに属することはできないものといたします。
ハ　当社または特定送配電事業者の再生可能エネルギー電気卸供給約款にもとづき指定した再生可能エネルギー発電設備から電気を調達する場合，当社または特定送配電事業者の再生可能エネルギー電気卸供給約款にもとづき指定した再生可能エネルギー発電設備とそれ以外の再生可能エネルギー発電設備とが共に含まれないように発電バランシンググループを設定していただきます。この場合，再生可能エネルギー電気卸供給約款に係る発電場所は，１発電量調整供給契約に属するものといたします。	ハ　当社または特定送配電事業者の再生可能エネルギー電気卸供給約款にもとづき指定した再生可能エネルギー発電設備から電気を調達する場合，当社または特定送配電事業者の再生可能エネルギー電気卸供給約款にもとづき指定した再生可能エネルギー発電設備とそれ以外の再生可能エネルギー発電設備とが共に含まれないように発電バランシンググループを設定していただきます。この場合，再生可能エネルギー電気卸供給約款に係る発電場所は，１発電量調整供給契約に属するものといたします。
（５）　需要抑制量調整供給の場合，当社は，原則として，あらかじめ定めた需要場所（ただし，需要場所が複数ある場合は，同一の一般送配電事業者の供給設備に接続するものといたします。また，分割接続供給の場合は，当該需要場所に係る接続供給契約といたします。）および需要抑制バランシンググループについて，１需要抑制量調整供給契約を結びます。 なお，低圧で電気の供給を受ける需要場所および当社または当社の供給区域で事業を営む配電事業者が指定する系統安定上必要な調整機能を有する負荷設備であって別途当社または当社の供給区域で事業を営む配電事業者と調整に関する契約を締結する設備（極短周期成分に対応する周波数制御用の調整機能のみを提供する場合を除きます。以下「調整負荷」といいます。）に該当する需要場所は，１需要抑制バランシンググループ	（５）　需要抑制量調整供給の場合，当社は，原則として，あらかじめ定めた需要場所（ただし，需要場所が複数ある場合は，同一の一般送配電事業者の供給設備に接続するものといたします。また，分割接続供給の場合は，当該需要場所に係る接続供給契約といたします。）および需要抑制バランシンググループについて，１需要抑制量調整供給契約を結びます。 なお，低圧で電気の供給を受ける需要場所および当社または当社の供給区域で事業を営む配電事業者が指定する系統安定上必要な調整機能を有する負荷設備であって別途当社または当社の供給区域で事業を営む配電事業者と調整に関する契約を締結する設備（極短周期成分に対応する周波数制御用の調整機能のみを提供する場合を除きます。以下「調整負荷」といいます。）に該当する需要場所は，１需要抑制バランシンググループ

託送供給等約款新旧比較表

託送供給等約款（令和６年 10 月１日実施）	託送供給等約款（令和７年４月１日実施）
に属するものといたします。 また，需要抑制契約者が１需要抑制バランシンググループに係る需要場所を複数とすることを希望される場合は，需要者と電力需給に関する契約等を締結している契約者が同一で，かつ，需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量および需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量の算定方法となる31（電力および電力量の算定）(14)イまたはロが同一となるように需要抑制バランシンググループを設定していただきます。この場合，当該需要場所は複数の需要抑制バランシンググループに属することはできないものといたします。	に属するものといたします。 また，需要抑制契約者が１需要抑制バランシンググループに係る需要場所を複数とすることを希望される場合は，需要者と電力需給に関する契約等を締結している契約者が同一で，かつ，需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量および需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量の算定方法となる31（電力および電力量の算定）(14)イまたはロが同一となるように需要抑制バランシンググループを設定していただきます。この場合，当該需要場所は複数の需要抑制バランシンググループに属することはできないものといたします。
Ⅲ　料　　金	**Ⅲ　料　　金**
19　接続送電サービス （１）　適　用　範　囲 小売電気事業，特定送配電事業または自己等への電気の供給の用に供する電気に適用いたします。 （２）　接続送電サービス契約電力等 電灯定額接続送電サービスの適用を受ける場合を除き，接続送電サービス契約電力，接続送電サービス契約電流または接続送電サービス契約容量は，次によって供給地点ごとに定めます。 なお，分割接続供給の場合は，それぞれの契約者に係る接続送電サービス契約電力とあわせて，33（料金の算定）(10)にもとづき料金の調整を行なうために，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用したときの接続送電サービス契約電力を定めます。 イ　低圧で供給する場合，または高圧で供給する場合で，接続送電サービス契約電力（分割接続供給の場合は，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用したときの接続送電サービス契約電力といたします。）が500キロワット未満となるとき。 (ｲ)　各月の接続送電サービス契約電力は，次の場合を除き，その１月の最大需要電力等と前11月（低圧で供給する場合で，特別の事情があるときは，前11月以内で契約者と当社との協議により定めた期間とすることがあります。）の最大需要電力等のう	**19　接続送電サービス** （１）　適　用　範　囲 小売電気事業，特定送配電事業または自己等への電気の供給の用に供する電気に適用いたします。 （２）　接続送電サービス契約電力等 電灯定額接続送電サービスの適用を受ける場合を除き，接続送電サービス契約電力，接続送電サービス契約電流または接続送電サービス契約容量は，次によって供給地点ごとに定めます。 なお，分割接続供給の場合は，それぞれの契約者に係る接続送電サービス契約電力とあわせて，33（料金の算定）(10)にもとづき料金の調整を行なうために，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用したときの接続送電サービス契約電力を定めます。 イ　低圧で供給する場合，または高圧で供給する場合で，接続送電サービス契約電力（分割接続供給の場合は，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用したときの接続送電サービス契約電力といたします。）が500キロワット未満となるとき。 (ｲ)　各月の接続送電サービス契約電力は，次の場合を除き，その１月の最大需要電力等と前11月（低圧で供給する場合で，特別の事情があるときは，前11月以内で契約者と当社との協議により定めた期間とすることがあります。）の最大需要電力等のう

託送供給等約款新旧比較表

託送供給等約款（令和６年 10 月１日実施）	託送供給等約款（令和７年４月１日実施）
ち，いずれか大きい値といたします。	ち，いずれか大きい値といたします。
a　新たに接続送電サービスを使用される場合は，料金適用開始の日以降12月の期間の各月の接続送電サービス契約電力は，その１月の最大需要電力等と料金適用開始の日から前月まで（低圧で供給する場合で，特別の事情があるときは，料金適用開始の日から前月までの間で契約者と当社との協議により定めた期間とすることがあります。）の最大需要電力等のうち，いずれか大きい値といたします。ただし，新たに接続送電サービスを使用される前から引き続き当社の供給設備を利用される場合には，新たに接続送電サービスを使用される前の電気の供給は，接続送電サービス契約電力の決定上，接続送電サービスによって受けた供給とみなします。	a　新たに接続送電サービスを使用される場合は，料金適用開始の日以降12月の期間の各月の接続送電サービス契約電力は，その１月の最大需要電力等と料金適用開始の日から前月まで（低圧で供給する場合で，特別の事情があるときは，料金適用開始の日から前月までの間で契約者と当社との協議により定めた期間とすることがあります。）の最大需要電力等のうち，いずれか大きい値といたします。ただし，新たに接続送電サービスを使用される前から引き続き当社の供給設備を利用される場合には，新たに接続送電サービスを使用される前の電気の供給は，接続送電サービス契約電力の決定上，接続送電サービスによって受けた供給とみなします。
b　需要場所における受電設備を増加される場合等で，増加された日を含む１月の増加された日以降の期間の最大需要電力等の値がその１月の増加された日の前日までの期間の最大需要電力等と前11月（低圧で供給する場合で，特別の事情があるときは，前11月以内で契約者と当社との協議により定めた期間とすることがあります。）の最大需要電力等のうちいずれか大きい値を上回るときは，その１月の増加された日の前日までの期間の接続送電サービス契約電力は，その期間の最大需要電力等と前11月（低圧で供給する場合で，特別の事情があるときは，前11月以内で契約者と当社との協議により定めた期間とすることがあります。）の最大需要電力等のうちいずれか大きい値とし，その１月の増加された日以降の期間の接続送電サービス契約電力は，その期間の最大需要電力等の値といたします。	b　需要場所における受電設備を増加される場合等で，増加された日を含む１月の増加された日以降の期間の最大需要電力等の値がその１月の増加された日の前日までの期間の最大需要電力等と前11月（低圧で供給する場合で，特別の事情があるときは，前11月以内で契約者と当社との協議により定めた期間とすることがあります。）の最大需要電力等のうちいずれか大きい値を上回るときは，その１月の増加された日の前日までの期間の接続送電サービス契約電力は，その期間の最大需要電力等と前11月（低圧で供給する場合で，特別の事情があるときは，前11月以内で契約者と当社との協議により定めた期間とすることがあります。）の最大需要電力等のうちいずれか大きい値とし，その１月の増加された日以降の期間の接続送電サービス契約電力は，その期間の最大需要電力等の値といたします。
c　需要場所における受電設備を減少される場合等で，１年を通じての最大需要電力等が減少することが明らかなときは，減少された日を含む１月の減少された日の前日までの期間の接続送電サービス契約電力は，その期間の最大需要電力等と前11月（低圧で供給する場合で，特別の事情があるときは，前11月以内で契約者と当社との協議により定めた期間とすることがあります。）の最大需要電力等のうちいずれか大きい値とし，減少された日以降12月の期間の各月の接続送電サービス契約電力（減少された日を含む１月の減少された日以降の期間については，その期間の接続送電サービス契約電力といたします。）は，需要場所における負荷設備および受電設備の内容，１年間を通じての最大の負荷，同一業種の負荷率，操	c　需要場所における受電設備を減少される場合等で，１年を通じての最大需要電力等が減少することが明らかなときは，減少された日を含む１月の減少された日の前日までの期間の接続送電サービス契約電力は，その期間の最大需要電力等と前11月（低圧で供給する場合で，特別の事情があるときは，前11月以内で契約者と当社との協議により定めた期間とすることがあります。）の最大需要電力等のうちいずれか大きい値とし，減少された日以降12月の期間の各月の接続送電サービス契約電力（減少された日を含む１月の減少された日以降の期間については，その期間の接続送電サービス契約電力といたします。）は，需要場所における負荷設備および受電設備の内容，１年間を通じての最大の負荷，同一業種の負荷率，操

託送供給等約款新旧比較表

託送供給等約款（令和６年 10 月１日実施）	託送供給等約款（令和７年４月１日実施）
業度等を基準として，契約者と当社との協議によって定めた値といたします。ただし，減少された日以降12月の期間で，その１月の最大需要電力等と減少された日から前月までの最大需要電力等のうちいずれか大きい値が契約者と当社との協議によって定めた値を上回る場合（減少された日を含む１月の減少された日以降の期間については，その期間の最大需要電力等の値が契約者と当社との協議によって定めた値を上回る場合といたします。）は，接続送電サービス契約電力は，その上回る最大需要電力等の値といたします。	業度等を基準として，契約者と当社との協議によって定めた値といたします。ただし，減少された日以降12月の期間で，その１月の最大需要電力等と減少された日から前月までの最大需要電力等のうちいずれか大きい値が契約者と当社との協議によって定めた値を上回る場合（減少された日を含む１月の減少された日以降の期間については，その期間の最大需要電力等の値が契約者と当社との協議によって定めた値を上回る場合といたします。）は，接続送電サービス契約電力は，その上回る最大需要電力等の値といたします。
(ﾛ) 低圧で供給する場合で，契約者が電灯または小型機器を使用する需要者に供給し，かつ，契約者が希望されるときは，(ｲ)にかかわらず，次により，接続送電サービス契約電流または接続送電サービス契約容量（６キロボルトアンペア以上となるときに限ります。）を定め，接続送電サービス契約電力に代えて適用いたします。	(ﾛ) 低圧で供給する場合で，契約者が電灯または小型機器を使用する需要者に供給し，かつ，契約者が希望されるときは，(ｲ)にかかわらず，次により，接続送電サービス契約電流または接続送電サービス契約容量（６キロボルトアンペア以上となるときに限ります。）を定め，接続送電サービス契約電力に代えて適用いたします。
a 接続送電サービス契約電流	a 接続送電サービス契約電流
(a) 接続送電サービス契約電流は，５アンペア，10アンペア，15アンペア，20アンペア，30アンペア，40アンペア，50アンペアまたは60アンペアのいずれかとし，契約者の申出によって定めます。	(a) 接続送電サービス契約電流は，５アンペア，10アンペア，15アンペア，20アンペア，30アンペア，40アンペア，50アンペアまたは60アンペアのいずれかとし，契約者の申出によって定めます。
(b) 当社は，接続送電サービス契約電流に応じて電流制限器その他の適当な装置（以下「電流制限器等」といいます。）または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし，契約者または需要者において使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が接続送電サービス契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には，当社は，電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。	(b) 当社は，接続送電サービス契約電流に応じて電流制限器その他の適当な装置（以下「電流制限器等」といいます。）または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし，契約者または需要者において使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が接続送電サービス契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には，当社は，電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。
b 接続送電サービス契約容量 接続送電サービス契約容量は，契約主開閉器の定格電流にもとづき，別表３（契約電力および契約容量の算定方法）により算定された値といたします。この場合，あらかじめ契約主開閉器を設定していただきます。 なお，当社は，契約主開閉器が制限できる電流を，必要に応じて確認いたします。	b 接続送電サービス契約容量 接続送電サービス契約容量は，契約主開閉器の定格電流にもとづき，別表３（契約電力および契約容量の算定方法）により算定された値といたします。この場合，あらかじめ契約主開閉器を設定していただきます。 なお，当社は，契約主開閉器が制限できる電流を，必要に応じて確認いたします。
(ﾊ) 低圧で供給する場合で，契約者が動力を使用する需要者に供給し，かつ，契約者が希望されるときの接続送電サービス契約電力は，(ｲ)にかかわらず，契約主開閉器	(ﾊ) 低圧で供給する場合で，契約者が動力を使用する需要者に供給し，かつ，契約者が希望されるときの接続送電サービス契約電力は，(ｲ)にかかわらず，契約主開閉器

託送供給等約款新旧比較表

託送供給等約款（令和６年 10 月１日実施）	託送供給等約款（令和７年４月１日実施）
の定格電流にもとづき，別表３（契約電力および契約容量の算定方法）により算定された値といたします。この場合，あらかじめ契約主開閉器を設定していただきます。	の定格電流にもとづき，別表３（契約電力および契約容量の算定方法）により算定された値といたします。この場合，あらかじめ契約主開閉器を設定していただきます。
なお，当社は，契約主開閉器が制限できる電流を，必要に応じて確認いたします。	なお，当社は，契約主開閉器が制限できる電流を，必要に応じて確認いたします。
㈡　㈠の適用後１年に満たない場合は，㈡または㈠を適用いたしません。また，㈡または㈠の適用後１年に満たない場合は，㈠を適用いたしません。	㈡　㈠の適用後１年に満たない場合は，㈡または㈠を適用いたしません。また，㈡または㈠の適用後１年に満たない場合は，㈠を適用いたしません。
㈢　需要場所における主開閉器（低圧で供給する場合に限ります。），負荷設備または受電設備を変更される場合は，51（契約の変更）に準じて，あらかじめ申し出ていただきます。	㈢　需要場所における主開閉器（低圧で供給する場合に限ります。），負荷設備または受電設備を変更される場合は，51（契約の変更）に準じて，あらかじめ申し出ていただきます。
㈣　分割接続供給の場合におけるそれぞれの契約者に係る接続送電サービス契約電力は，次のとおりといたします。	㈣　分割接続供給の場合におけるそれぞれの契約者に係る接続送電サービス契約電力は，次のとおりといたします。
a　15（供給および契約の単位）（２）イにより当社が分割接続供給を行なう場合 非需要追随供給者に係る接続送電サービス契約電力は，双方の契約者と当社との協議によって定め，需要追随供給者に係る接続送電サービス契約電力は，31（電力および電力量の算定）(19)ロ㈠または㈡で定める最大需要電力等を用いて，イ㈠に準じて定めます。	a　15（供給および契約の単位）（２）イにより当社が分割接続供給を行なう場合 非需要追随供給者に係る接続送電サービス契約電力は，双方の契約者と当社との協議によって定め，需要追随供給者に係る接続送電サービス契約電力は，31（電力および電力量の算定）(19)ロ㈠または㈡で定める最大需要電力等を用いて，イ㈠に準じて定めます。
b　15（供給および契約の単位）（２）ロにより当社が分割接続供給を行なう場合 それぞれの契約者に係る接続送電サービス契約電力は，31（電力および電力量の算定）(19)ロ㈢で定める最大需要電力等を用いて，イ㈠に準じて定めます。	b　15（供給および契約の単位）（２）ロにより当社が分割接続供給を行なう場合 それぞれの契約者に係る接続送電サービス契約電力は，31（電力および電力量の算定）(19)ロ㈢で定める最大需要電力等を用いて，イ㈠に準じて定めます。
ロ　高圧で供給する場合で，接続送電サービス契約電力（分割接続供給の場合は，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用したときの接続送電サービス契約電力といたします。）が500キロワット以上となるときまたは特別高圧で供給する場合	ロ　高圧で供給する場合で，接続送電サービス契約電力（分割接続供給の場合は，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用したときの接続送電サービス契約電力といたします。）が500キロワット以上となるときまたは特別高圧で供給する場合
接続送電サービス契約電力は，需要場所における負荷設備および受電設備の内容，１年間を通じての最大の負荷，同一業種の負荷率，操業度等を基準として，契約者と当社との協議によって定めます。	接続送電サービス契約電力は，需要場所における負荷設備および受電設備の内容，１年間を通じての最大の負荷，同一業種の負荷率，操業度等を基準として，契約者と当社との協議によって定めます。
なお，新たに接続送電サービスを使用される場合等で，適当と認められるときは，使用開始の日から１年間については，接続送電サービス契約電力がてい増する場合に限り，段階的に定めることがあります。	なお，新たに接続送電サービスを使用される場合等で，適当と認められるときは，使用開始の日から１年間については，接続送電サービス契約電力がてい増する場合に限り，段階的に定めることがあります。
また，分割接続供給の場合におけるそれぞれの契約者に係る接続送電サービス契約	また，分割接続供給の場合におけるそれぞれの契約者に係る接続送電サービス契約

託送供給等約款新旧比較表

託送供給等約款（令和６年 10 月１日実施）	託送供給等約款（令和７年４月１日実施）
電力は，それぞれの契約者と当社との協議によって定めます。	電力は，それぞれの契約者と当社との協議によって定めます。
ハ　イ(ｲ)により接続送電サービス契約電力を定めている供給地点について，最大需要電力等が500キロワット以上となる場合は，接続送電サービス契約電力をロによってすみやかに定めることとし，それまでの間の接続送電サービス契約電力は，イ(ｲ)によって定めます。	ハ　イ(ｲ)により接続送電サービス契約電力を定めている供給地点について，最大需要電力等が500キロワット以上となる場合は，接続送電サービス契約電力をロによってすみやかに定めることとし，それまでの間の接続送電サービス契約電力は，イ(ｲ)によって定めます。
ニ　高圧または特別高圧で供給する場合で，需要者の発電設備の検査，補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気をあわせて供給するときの接続送電サービス契約電力は，イ，ロまたはハにかかわらず，当該供給分以外の供給分につきイ，ロまたはハに準じて定めた値に，原則として需要者の発電設備の容量を基準として，契約者と当社との協議によって定めた値を加えたものといたします。	ニ　高圧または特別高圧で供給する場合で，需要者の発電設備の検査，補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気をあわせて供給するときの接続送電サービス契約電力は，イ，ロまたはハにかかわらず，当該供給分以外の供給分につきイ，ロまたはハに準じて定めた値に，原則として需要者の発電設備の容量を基準として，契約者と当社との協議によって定めた値を加えたものといたします。
なお，当該供給分以外の供給分についてイ(ｲ)に準ずる場合で，需要場所における負荷設備または受電設備を変更されるときは，51（契約の変更）に準じて，あらかじめ申し出ていただきます。	なお，当該供給分以外の供給分についてイ(ｲ)に準ずる場合で，需要場所における負荷設備または受電設備を変更されるときは，51（契約の変更）に準じて，あらかじめ申し出ていただきます。
また，分割接続供給の場合で，需要者の発電設備の検査，補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気をあわせて供給するときは，原則として，次のとおりといたします。	また，分割接続供給の場合で，需要者の発電設備の検査，補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気をあわせて供給するときは，原則として，次のとおりといたします。
(ｲ)　15（供給および契約の単位）（２）イにより当社が分割接続供給を行なう場合 当該不足電力の補給にあてるための電気の供給は，需要追随供給者へ行なうものといたします。この場合，需要追随供給者に係る接続送電サービス契約電力は，イ，ロまたはハにかかわらず，当該供給分以外の供給分につきイ，ロまたはハに準じて定めた値に，原則として需要者の発電設備の容量を基準として，需要追随供給者と当社との協議によって定めた値を加えたものといたします。	(ｲ)　15（供給および契約の単位）（２）イにより当社が分割接続供給を行なう場合 当該不足電力の補給にあてるための電気の供給は，需要追随供給者へ行なうものといたします。この場合，需要追随供給者に係る接続送電サービス契約電力は，イ，ロまたはハにかかわらず，当該供給分以外の供給分につきイ，ロまたはハに準じて定めた値に，原則として需要者の発電設備の容量を基準として，需要追随供給者と当社との協議によって定めた値を加えたものといたします。
(ﾛ)　15（供給および契約の単位）（２）ロにより当社が分割接続供給を行なう場合 当該不足電力の補給にあてるための電気の供給は，双方の契約者へ行なうものといたします。この場合，双方の契約者に係る接続送電サービス契約電力は，イ，ロまたはハにかかわらず，当該供給分以外の供給分につきイ，ロまたはハに準じて定めた値に，原則として需要者の発電設備の容量を基準として，それぞれの契約者と当社との協議によって定めた値（双方の契約者に係る接続送電サービスにおいて，	(ﾛ)　15（供給および契約の単位）（２）ロにより当社が分割接続供給を行なう場合 当該不足電力の補給にあてるための電気の供給は，双方の契約者へ行なうものといたします。この場合，双方の契約者に係る接続送電サービス契約電力は，イ，ロまたはハにかかわらず，当該供給分以外の供給分につきイ，ロまたはハに準じて定めた値に，原則として需要者の発電設備の容量を基準として，それぞれの契約者と当社との協議によって定めた値（双方の契約者に係る接続送電サービスにおいて，

託送供給等約款新旧比較表

託送供給等約款（令和６年 10 月１日実施）	託送供給等約款（令和７年４月１日実施）
同じ値といたします。）を加えたものといたします。	同じ値といたします。）を加えたものといたします。
（３） 接続送電サービス料金	（３） 接続送電サービス料金
接続送電サービス料金は，供給地点ごとに，供給電圧および接続送電サービスの種別に応じて，次の各項により算定いたします。ただし，１供給地点につき２以上の接続送電サービスをあわせて契約する場合または１接続送電サービスにつき２以上の供給地点となる場合の接続送電サービス料金は，接続送電サービスごとに算定いたします。	接続送電サービス料金は，供給地点ごとに，供給電圧および接続送電サービスの種別に応じて，次の各項により算定いたします。ただし，１供給地点につき２以上の接続送電サービスをあわせて契約する場合または１接続送電サービスにつき２以上の供給地点となる場合の接続送電サービス料金は，接続送電サービスごとに算定いたします。
なお，分割接続供給の場合は，それぞれの契約者に係る接続送電サービス料金とあわせて，33（料金の算定）(10)にもとづき料金の調整を行なうために，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用したときの接続送電サービス料金を算定いたします。	なお，分割接続供給の場合は，それぞれの契約者に係る接続送電サービス料金とあわせて，33（料金の算定）(10)にもとづき料金の調整を行なうために，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用したときの接続送電サービス料金を算定いたします。
イ 低圧で供給する場合	イ 低圧で供給する場合
(ｲ) 電灯定額接続送電サービス	(ｲ) 電灯定額接続送電サービス
a 適 用 範 囲	a 適 用 範 囲
契約者が電灯または小型機器を使用する需要者に供給する場合で，その総容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，各契約負荷設備ごとに別表４〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）が400ボルトアンペア以下であるときに適用いたします。	契約者が電灯または小型機器を使用する需要者に供給する場合で，その総容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，各契約負荷設備ごとに別表４〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）が400ボルトアンペア以下であるときに適用いたします。
b 供給電気方式および供給電圧	b 供給電気方式および供給電圧
供給電気方式および供給電圧は，交流単相２線式標準電圧100ボルトまたは200ボルトといたします。ただし，特別の事情がある場合には，交流単相３線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとすることがあります。	供給電気方式および供給電圧は，交流単相２線式標準電圧100ボルトまたは200ボルトといたします。ただし，特別の事情がある場合には，交流単相３線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとすることがあります。
c 契約負荷設備	c 契約負荷設備
契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。	契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。
d 接続送電サービス料金	d 接続送電サービス料金
接続送電サービス料金は，電灯料金および小型機器料金の合計といたします。	接続送電サービス料金は，電灯料金および小型機器料金の合計といたします。
(a) 電 灯 料 金	(a) 電 灯 料 金
ⅰ 電灯料金は，各契約負荷設備ごとに１月につき次のとおりといたします。	ⅰ 電灯料金は，各契約負荷設備ごとに１月につき次のとおりといたします。

託送供給等約款新旧比較表

託送供給等約款（令和６年 10 月１日実施）	託送供給等約款（令和７年４月１日実施）

10ワットまでの１灯につき	35円54銭
10ワットをこえ20ワットまでの１灯につき	71円09銭
20ワットをこえ40ワットまでの１灯につき	142円19銭
40ワットをこえ60ワットまでの１灯につき	213円28銭
60ワットをこえ100ワットまでの１灯につき	355円47銭
100ワットをこえる１灯につき100ワットまでごとに	355円47銭

ii　ネオン管灯，けい光灯，水銀灯等は，管灯および付属装置を一括して容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，別表４〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）を算定し，その容量につき１ボルトアンペアを１ワットとみなして電灯料金を適用いたします。

iii　多灯式けい光灯等は，その合計によって容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，別表４〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）を算定し，その容量につき１ボルトアンペアを１ワットとみなして電灯料金を適用いたします。

(b)　小型機器料金

小型機器料金は，各契約負荷設備ごとにその容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，別表４〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）に応じ１月につき次のとおりといたします。

50ボルトアンペアまでの１機器につき	106円17銭
50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの１機器につき	212円34銭
100ボルトアンペアをこえる１機器につき100ボルトアンペアまでごとに	212円34銭

e　そ　の　他

10ワットまでの１灯につき	35円54銭
10ワットをこえ20ワットまでの１灯につき	71円09銭
20ワットをこえ40ワットまでの１灯につき	142円19銭
40ワットをこえ60ワットまでの１灯につき	213円28銭
60ワットをこえ100ワットまでの１灯につき	355円47銭
100ワットをこえる１灯につき100ワットまでごとに	355円47銭

ii　ネオン管灯，けい光灯，水銀灯等は，管灯および付属装置を一括して容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，別表４〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）を算定し，その容量につき１ボルトアンペアを１ワットとみなして電灯料金を適用いたします。

iii　多灯式けい光灯等は，その合計によって容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，別表４〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）を算定し，その容量につき１ボルトアンペアを１ワットとみなして電灯料金を適用いたします。

(b)　小型機器料金

小型機器料金は，各契約負荷設備ごとにその容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，別表４〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）に応じ１月につき次のとおりといたします。

50ボルトアンペアまでの１機器につき	106円17銭
50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの１機器につき	212円34銭
100ボルトアンペアをこえる１機器につき100ボルトアンペアまでごとに	212円34銭

e　そ　の　他

託送供給等約款新旧比較表

託送供給等約款（令和６年 10 月１日実施）	託送供給等約款（令和７年４月１日実施）
(a)　当社は，必要に応じて電流制限器を取り付けます。	(a)　当社は，必要に応じて電流制限器を取り付けます。
(b)　特別の事情がある場合は，契約者と当社との協議によって，(ﾛ) a (c)，(ﾊ) a または(ﾆ) a にかかわらず，電灯標準接続送電サービス，電灯時間帯別接続送電サービスまたは電灯従量接続送電サービス（自己等への電気の供給の用に供する接続供給の場合に限ります。）を適用することがあります。	(b)　特別の事情がある場合は，契約者と当社との協議によって，(ﾛ) a (c)，(ﾊ) a または(ﾆ) a にかかわらず，電灯標準接続送電サービス，電灯時間帯別接続送電サービスまたは電灯従量接続送電サービス（自己等への電気の供給の用に供する接続供給の場合に限ります。）を適用することがあります。
(ﾛ)　電灯標準接続送電サービス	(ﾛ)　電灯標準接続送電サービス
a　適　用　範　囲	a　適　用　範　囲
契約者が電灯または小型機器を使用する需要者に供給する場合で，次のいずれにも該当するときに適用いたします。	契約者が電灯または小型機器を使用する需要者に供給する場合で，次のいずれにも該当するときに適用いたします。
(a)　（２）イ(ｲ)により接続送電サービス契約電力を定める場合は接続送電サービス契約電力が原則として50キロワット未満であり，（２）イ(ﾛ) b により接続送電サービス契約容量を定める場合は接続送電サービス契約容量が原則として50キロボルトアンペア未満であること。	(a)　（２）イ(ｲ)により接続送電サービス契約電力を定める場合は接続送電サービス契約電力が原則として50キロワット未満であり，（２）イ(ﾛ) b により接続送電サービス契約容量を定める場合は接続送電サービス契約容量が原則として50キロボルトアンペア未満であること。
(b)　１需要場所において，動力標準接続送電サービス，動力時間帯別接続送電サービスまたは動力従量接続送電サービスとあわせて契約する場合は，接続送電サービス契約電力の合計または接続送電サービス契約電力と接続送電サービス契約電流もしくは接続送電サービス契約容量との合計（この場合，10アンペアおよび１キロボルトアンペアを１キロワットとみなします。）が原則として50キロワット未満であること。	(b)　１需要場所において，動力標準接続送電サービス，動力時間帯別接続送電サービスまたは動力従量接続送電サービスとあわせて契約する場合は，接続送電サービス契約電力の合計または接続送電サービス契約電力と接続送電サービス契約電流もしくは接続送電サービス契約容量との合計（この場合，10アンペアおよび１キロボルトアンペアを１キロワットとみなします。）が原則として50キロワット未満であること。
(c)　電灯定額接続送電サービスを適用できないこと。 ただし，契約者が希望され，かつ，電気の使用状態，当社の供給設備の状況等から当社が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めた場合は，(a)および(c)に該当し，かつ，(b)の接続送電サービス契約電力の合計または接続送電サービス契約電力と接続送電サービス契約電流もしくは接続送電サービス契約容量との合計（この場合，10アンペアおよび１キロボルトアンペアを１キロワットとみなします。）が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合，当社は，需要者の土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。	(c)　電灯定額接続送電サービスを適用できないこと。 ただし，契約者が希望され，かつ，電気の使用状態，当社の供給設備の状況等から当社が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めた場合は，(a)および(c)に該当し，かつ，(b)の接続送電サービス契約電力の合計または接続送電サービス契約電力と接続送電サービス契約電流もしくは接続送電サービス契約容量との合計（この場合，10アンペアおよび１キロボルトアンペアを１キロワットとみなします。）が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合，当社は，需要者の土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。
b　供給電気方式および供給電圧	b　供給電気方式および供給電圧

託送供給等約款新旧比較表

託送供給等約款（令和６年 10 月１日実施）	託送供給等約款（令和７年４月１日実施）
供給電気方式および供給電圧は，交流単相２線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相３線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトといたします。ただし，技術上やむをえない場合には，交流３相３線式標準電圧200ボルトとすることがあります。	供給電気方式および供給電圧は，交流単相２線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相３線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトといたします。ただし，技術上やむをえない場合には，交流３相３線式標準電圧200ボルトとすることがあります。
c　接続送電サービス料金	c　接続送電サービス料金
接続送電サービス料金は，基本料金および電力量料金の合計といたします。	接続送電サービス料金は，基本料金および電力量料金の合計といたします。
(a)　基　本　料　金	(a)　基　本　料　金
基本料金は，１月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。	基本料金は，１月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。
ｉ　（２）イ(ｲ)により接続送電サービス契約電力を定める場合	ｉ　（２）イ(ｲ)により接続送電サービス契約電力を定める場合
接続送電サービス契約電力１キロワットにつき　230円67銭	接続送電サービス契約電力１キロワットにつき　230円67銭
ただし，接続送電サービス契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は，接続送電サービス契約電力が１キロワットの場合の基本料金の半額といたします。	ただし，接続送電サービス契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は，接続送電サービス契約電力が１キロワットの場合の基本料金の半額といたします。
ⅱ　（２）イ(ﾛ)により接続送電サービス契約電流または接続送電サービス契約容量を定める場合	ⅱ　（２）イ(ﾛ)により接続送電サービス契約電流または接続送電サービス契約容量を定める場合
接続送電サービス契約容量１キロボルトアンペアにつき　152円24銭	接続送電サービス契約容量１キロボルトアンペアにつき　152円24銭
ただし，（２）イ(ﾛ) ａにより接続送電サービス契約電流を定める場合は，基本料金の算定上，10アンペアを１キロボルトアンペアとみなします。また，接続送電サービス契約電流が５アンペアまたは15アンペアの場合の基本料金は，次のとおりといたします。	ただし，（２）イ(ﾛ) ａにより接続送電サービス契約電流を定める場合は，基本料金の算定上，10アンペアを１キロボルトアンペアとみなします。また，接続送電サービス契約電流が５アンペアまたは15アンペアの場合の基本料金は，次のとおりといたします。
接続送電サービス契約電流５アンペア　76円12銭	接続送電サービス契約電流５アンペア　76円12銭
接続送電サービス契約電流15アンペア　228円36銭	接続送電サービス契約電流15アンペア　228円36銭
(b)　電　力　量　料　金	(b)　電　力　量　料　金
電力量料金は，その１月の接続供給電力量によって算定いたします。	電力量料金は，その１月の接続供給電力量によって算定いたします。

託送供給等約款新旧比較表

託送供給等約款（令和６年 10 月１日実施）	託送供給等約款（令和７年４月１日実施）
１キロワット時につき　6円97銭	１キロワット時につき　6円97銭
(ハ)　電灯時間帯別接続送電サービス	(ハ)　電灯時間帯別接続送電サービス
a　適　用　範　囲	a　適　用　範　囲
(ﾛ) a の適用範囲に該当し，契約者が希望される場合に適用いたします。	(ﾛ) a の適用範囲に該当し，契約者が希望される場合に適用いたします。
b　供給電気方式および供給電圧	b　供給電気方式および供給電圧
供給電気方式および供給電圧は，交流単相２線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相３線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトといたします。ただし，技術上やむをえない場合には，交流３相３線式標準電圧200ボルトとすることがあります。	供給電気方式および供給電圧は，交流単相２線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相３線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトといたします。ただし，技術上やむをえない場合には，交流３相３線式標準電圧200ボルトとすることがあります。
c　接続送電サービス料金	c　接続送電サービス料金
接続送電サービス料金は，基本料金および電力量料金の合計といたします。	接続送電サービス料金は，基本料金および電力量料金の合計といたします。
(a)　基　本　料　金	(a)　基　本　料　金
基本料金は，１月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。	基本料金は，１月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。
ｉ　(２)イ(ｲ)により接続送電サービス契約電力を定める場合	ｉ　(２)イ(ｲ)により接続送電サービス契約電力を定める場合
接続送電サービス契約電力１キロワットにつき　230円67銭	接続送電サービス契約電力１キロワットにつき　230円67銭
ただし，接続送電サービス契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は，接続送電サービス契約電力が１キロワットの場合の基本料金の半額といたします。	ただし，接続送電サービス契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は，接続送電サービス契約電力が１キロワットの場合の基本料金の半額といたします。
ⅱ　(２)イ(ﾛ)により接続送電サービス契約電流または接続送電サービス契約容量を定める場合	ⅱ　(２)イ(ﾛ)により接続送電サービス契約電流または接続送電サービス契約容量を定める場合
接続送電サービス契約容量１キロボルトアンペアにつき　152円24銭	接続送電サービス契約容量１キロボルトアンペアにつき　152円24銭
ただし，(２)イ(ﾛ) a により接続送電サービス契約電流を定める場合は，基本料金の算定上，10アンペアを１キロボルトアンペアとみなします。また，接続送電サービス契約電流が５アンペアまたは15アンペアの場合の基本料金は，次のとおりといたします。	ただし，(２)イ(ﾛ) a により接続送電サービス契約電流を定める場合は，基本料金の算定上，10アンペアを１キロボルトアンペアとみなします。また，接続送電サービス契約電流が５アンペアまたは15アンペアの場合の基本料金は，次のとおりといたします。

託送供給等約款新旧比較表

託送供給等約款（令和６年 10 月１日実施）	託送供給等約款（令和７年４月１日実施）

接続送電サービス契約電流５アンペア	76円12銭
接続送電サービス契約電流15アンペア	228円36銭

(b)　電 力 量 料 金

電力量料金は，その１月の時間帯別の接続供給電力量によって算定いたします。

ｉ　昼　間　時　間

１キロワット時につき	7円36銭

ii　夜　間　時　間

１キロワット時につき	6円64銭

(ﾆ)　電灯従量接続送電サービス

a　適　用　範　囲

(ﾛ) a の適用範囲に該当し，自己等への電気の供給の用に供する接続供給の場合で，契約者が希望されるときに適用いたします。

b　供給電気方式および供給電圧

供給電気方式および供給電圧は，交流単相２線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相３線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトといたします。ただし，技術上やむをえない場合には，交流３相３線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

c　接続送電サービス料金

接続送電サービス料金は，その１月の接続供給電力量によって算定いたします。

１キロワット時につき	10円76銭

(ﾎ)　動力標準接続送電サービス

a　適　用　範　囲

契約者が動力を使用する需要者に供給する場合で，次のいずれにも該当するときに適用いたします。

接続送電サービス契約電流５アンペア	76円12銭
接続送電サービス契約電流15アンペア	228円36銭

(b)　電 力 量 料 金

電力量料金は，その１月の時間帯別の接続供給電力量によって算定いたします。

ｉ　昼　間　時　間

１キロワット時につき	7円36銭

ii　夜　間　時　間

１キロワット時につき	6円64銭

(ﾆ)　電灯従量接続送電サービス

a　適　用　範　囲

(ﾛ) a の適用範囲に該当し，自己等への電気の供給の用に供する接続供給の場合で，契約者が希望されるときに適用いたします。

b　供給電気方式および供給電圧

供給電気方式および供給電圧は，交流単相２線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相３線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトといたします。ただし，技術上やむをえない場合には，交流３相３線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

c　接続送電サービス料金

接続送電サービス料金は，その１月の接続供給電力量によって算定いたします。

１キロワット時につき	10円76銭

(ﾎ)　動力標準接続送電サービス

a　適　用　範　囲

契約者が動力を使用する需要者に供給する場合で，次のいずれにも該当するときに適用いたします。

託送供給等約款新旧比較表

託送供給等約款（令和６年 10 月１日実施）	託送供給等約款（令和７年４月１日実施）
(a)　接続送電サービス契約電力が原則として50キロワット未満であること。	(a)　接続送電サービス契約電力が原則として50キロワット未満であること。
(b)　１需要場所において，電灯標準接続送電サービス，電灯時間帯別接続送電サービスまたは電灯従量接続送電サービスとあわせて契約する場合は，接続送電サービス契約電力の合計または接続送電サービス契約電力と接続送電サービス契約電流もしくは接続送電サービス契約容量との合計（この場合，10アンペアおよび１キロボルトアンペアを１キロワットとみなします。）が原則として50キロワット未満であること。 ただし，契約者が希望され，かつ，電気の使用状態，当社の供給設備の状況等から当社が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めた場合は，(a)に該当し，かつ，(b)の接続送電サービス契約電力の合計または接続送電サービス契約電力と接続送電サービス契約電流もしくは接続送電サービス契約容量との合計（この場合，10アンペアおよび１キロボルトアンペアを１キロワットとみなします。）が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合，当社は，需要者の土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。	(b)　１需要場所において，電灯標準接続送電サービス，電灯時間帯別接続送電サービスまたは電灯従量接続送電サービスとあわせて契約する場合は，接続送電サービス契約電力の合計または接続送電サービス契約電力と接続送電サービス契約電流もしくは接続送電サービス契約容量との合計（この場合，10アンペアおよび１キロボルトアンペアを１キロワットとみなします。）が原則として50キロワット未満であること。 ただし，契約者が希望され，かつ，電気の使用状態，当社の供給設備の状況等から当社が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めた場合は，(a)に該当し，かつ，(b)の接続送電サービス契約電力の合計または接続送電サービス契約電力と接続送電サービス契約電流もしくは接続送電サービス契約容量との合計（この場合，10アンペアおよび１キロボルトアンペアを１キロワットとみなします。）が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合，当社は，需要者の土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。
b　供給電気方式および供給電圧 供給電気方式および供給電圧は，交流３相３線式標準電圧200ボルトといたします。ただし，技術上やむをえない場合には，交流単相２線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相３線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとすることがあります。	b　供給電気方式および供給電圧 供給電気方式および供給電圧は，交流３相３線式標準電圧200ボルトといたします。ただし，技術上やむをえない場合には，交流単相２線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相３線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとすることがあります。
c　接続送電サービス料金 接続送電サービス料金は，基本料金および電力量料金の合計といたします。	c　接続送電サービス料金 接続送電サービス料金は，基本料金および電力量料金の合計といたします。
(a)　基　本　料　金 基本料金は，１月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。 ｉ　(２)イ(ｲ)により接続送電サービス契約電力を定める場合	(a)　基　本　料　金 基本料金は，１月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。 ｉ　(２)イ(ｲ)により接続送電サービス契約電力を定める場合
接続送電サービス契約電力１キロワットにつき　**731円97銭**	接続送電サービス契約電力１キロワットにつき　**731円97銭**
ただし，接続送電サービス契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は，	ただし，接続送電サービス契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は，

託送供給等約款新旧比較表

託送供給等約款（令和６年 10 月１日実施）	託送供給等約款（令和７年４月１日実施）
接続送電サービス契約電力が１キロワットの場合の基本料金の半額といたします。	接続送電サービス契約電力が１キロワットの場合の基本料金の半額といたします。
ⅱ　（２）イ(ﾊ)により接続送電サービス契約電力を定める場合	ⅱ　（２）イ(ﾊ)により接続送電サービス契約電力を定める場合
接続送電サービス契約電力１キロワットにつき　461円14銭	接続送電サービス契約電力１キロワットにつき　461円14銭
ただし，接続送電サービス契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は，接続送電サービス契約電力が１キロワットの場合の基本料金の半額といたします。	ただし，接続送電サービス契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は，接続送電サービス契約電力が１キロワットの場合の基本料金の半額といたします。
(b)　電 力 量 料 金	(b)　電 力 量 料 金
電力量料金は，その１月の接続供給電力量によって算定いたします。	電力量料金は，その１月の接続供給電力量によって算定いたします。
１キロワット時につき　4円54銭	１キロワット時につき　4円54銭
(c)　そ　　の　　他	(c)　そ　　の　　他
接続供給電力量が僅少であるため計量できないことが見込まれる場合等特別の事情がある場合で，当社が適当と認めるときは，基本料金のみといたします。	接続供給電力量が僅少であるため計量できないことが見込まれる場合等特別の事情がある場合で，当社が適当と認めるときは，基本料金のみといたします。
d　そ　　の　　他	d　そ　　の　　他
変圧器，発電設備等その他を介して，電灯または小型機器を使用することはできません。	変圧器，発電設備等その他を介して，電灯または小型機器を使用することはできません。
(ﾍ)　動力時間帯別接続送電サービス	(ﾍ)　動力時間帯別接続送電サービス
a　適　用　範　囲	a　適　用　範　囲
(ﾎ) a の適用範囲に該当し，契約者が希望される場合に適用いたします。	(ﾎ) a の適用範囲に該当し，契約者が希望される場合に適用いたします。
b　供給電気方式および供給電圧	b　供給電気方式および供給電圧
供給電気方式および供給電圧は，交流３相３線式標準電圧200ボルトといたします。ただし，技術上やむをえない場合には，交流単相２線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相３線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとすることがあります。	供給電気方式および供給電圧は，交流３相３線式標準電圧200ボルトといたします。ただし，技術上やむをえない場合には，交流単相２線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相３線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとすることがあります。
c　接続送電サービス料金	c　接続送電サービス料金
接続送電サービス料金は，基本料金および電力量料金の合計といたします。	接続送電サービス料金は，基本料金および電力量料金の合計といたします。
(a)　基　本　料　金	(a)　基　本　料　金

託送供給等約款新旧比較表

託送供給等約款（令和６年 10 月１日実施）	託送供給等約款（令和７年４月１日実施）
基本料金は，１月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。	基本料金は，１月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。
ｉ　（２）イ(ｲ)により接続送電サービス契約電力を定める場合	ｉ　（２）イ(ｲ)により接続送電サービス契約電力を定める場合
接続送電サービス契約電力１キロワットにつき　731円97銭	接続送電サービス契約電力１キロワットにつき　731円97銭
ただし，接続送電サービス契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は，接続送電サービス契約電力が１キロワットの場合の基本料金の半額といたします。	ただし，接続送電サービス契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は，接続送電サービス契約電力が１キロワットの場合の基本料金の半額といたします。
ii　（２）イ(ﾊ)により接続送電サービス契約電力を定める場合	ii　（２）イ(ﾊ)により接続送電サービス契約電力を定める場合
接続送電サービス契約電力１キロワットにつき　461円14銭	接続送電サービス契約電力１キロワットにつき　461円14銭
ただし，接続送電サービス契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は，接続送電サービス契約電力が１キロワットの場合の基本料金の半額といたします。	ただし，接続送電サービス契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は，接続送電サービス契約電力が１キロワットの場合の基本料金の半額といたします。
(b)　電 力 量 料 金	(b)　電 力 量 料 金
電力量料金は，その１月の時間帯別の接続供給電力量によって算定いたします。	電力量料金は，その１月の時間帯別の接続供給電力量によって算定いたします。
ｉ　昼　間　時　間	ｉ　昼　間　時　間
１キロワット時につき　4円79銭	１キロワット時につき　4円79銭
ii　夜　間　時　間	ii　夜　間　時　間
１キロワット時につき　4円35銭	１キロワット時につき　4円35銭
(c)　そ　　の　　他	(c)　そ　　の　　他
接続供給電力量が僅少であるため計量できないことが見込まれる場合等特別の事情がある場合で，当社が適当と認めるときは，基本料金のみといたします。	接続供給電力量が僅少であるため計量できないことが見込まれる場合等特別の事情がある場合で，当社が適当と認めるときは，基本料金のみといたします。
d　そ　　の　　他	d　そ　　の　　他
変圧器，発電設備等その他を介して，電灯または小型機器を使用することはできません。	変圧器，発電設備等その他を介して，電灯または小型機器を使用することはできません。

託送供給等約款新旧比較表

託送供給等約款（令和６年 10 月１日実施）	託送供給等約款（令和７年４月１日実施）
(ﾄ)　動力従量接続送電サービス	(ﾄ)　動力従量接続送電サービス
a　適　用　範　囲	a　適　用　範　囲
(ﾎ) a の適用範囲に該当し，自己等への電気の供給の用に供する接続供給の場合で，契約者が希望されるときに適用いたします。	(ﾎ) a の適用範囲に該当し，自己等への電気の供給の用に供する接続供給の場合で，契約者が希望されるときに適用いたします。
b　供給電気方式および供給電圧	b　供給電気方式および供給電圧
供給電気方式および供給電圧は，交流３相３線式標準電圧200ボルトといたします。ただし，技術上やむをえない場合には，交流単相２線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相３線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとすることがあります。	供給電気方式および供給電圧は，交流３相３線式標準電圧200ボルトといたします。ただし，技術上やむをえない場合には，交流単相２線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相３線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとすることがあります。
c　接続送電サービス料金	c　接続送電サービス料金
接続送電サービス料金は，その１月の接続供給電力量によって算定いたします。	接続送電サービス料金は，その１月の接続供給電力量によって算定いたします。
１キロワット時につき　**16円54銭**	１キロワット時につき　**16円54銭**
d　そ　の　他	d　そ　の　他
変圧器，発電設備等その他を介して，電灯または小型機器を使用することはできません。	変圧器，発電設備等その他を介して，電灯または小型機器を使用することはできません。
ロ　高圧で供給する場合	ロ　高圧で供給する場合
(ｲ)　高圧標準接続送電サービス	(ｲ)　高圧標準接続送電サービス
a　適　用　範　囲	a　適　用　範　囲
接続送電サービス契約電力（分割接続供給の場合は，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用したときの接続送電サービス契約電力といたします。）が原則として50キロワット以上であり，かつ，2,000キロワット未満である場合に適用いたします。ただし，特別の事情がある場合で，契約者の希望があるときは，接続送電サービス契約電力が50キロワット未満である場合についても適用することがあります。	接続送電サービス契約電力（分割接続供給の場合は，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用したときの接続送電サービス契約電力といたします。）が原則として50キロワット以上であり，かつ，2,000キロワット未満である場合に適用いたします。ただし，特別の事情がある場合で，契約者の希望があるときは，接続送電サービス契約電力が50キロワット未満である場合についても適用することがあります。
b　供給電気方式および供給電圧	b　供給電気方式および供給電圧
供給電気方式および供給電圧は，交流３相３線式標準電圧6,000ボルトといたします。	供給電気方式および供給電圧は，交流３相３線式標準電圧6,000ボルトといたします。
c　接続送電サービス料金	c　接続送電サービス料金

託送供給等約款新旧比較表

託送供給等約款（令和６年 10 月１日実施）	託送供給等約款（令和７年４月１日実施）
接続送電サービス料金は，基本料金および電力量料金の合計といたします。ただし，基本料金は，ニによって力率割引または割増しをする場合は，力率割引または割増しをしたものといたします。	接続送電サービス料金は，基本料金および電力量料金の合計といたします。ただし，基本料金は，ニによって力率割引または割増しをする場合は，力率割引または割増しをしたものといたします。
(a) 基 本 料 金	(a) 基 本 料 金
基本料金は，１月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合（予備送電サービスによって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は，半額といたします。また，当社が分割接続供給を行なう供給地点において，33（料金の算定）(10)にもとづき料金の調整を行なうために算定する，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービスの基本料金は，双方の契約者に係る接続送電サービスにおいて，まったく電気を使用しないとき（予備送電サービスによって電気を使用した場合を除きます。）に限り，半額といたします。	基本料金は，１月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合（予備送電サービスによって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は，半額といたします。また，当社が分割接続供給を行なう供給地点において，33（料金の算定）(10)にもとづき料金の調整を行なうために算定する，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービスの基本料金は，双方の契約者に係る接続送電サービスにおいて，まったく電気を使用しないとき（予備送電サービスによって電気を使用した場合を除きます。）に限り，半額といたします。
なお，（２）ニによって接続送電サービス契約電力を定める供給地点において電気を使用された場合で，需要者の発電設備の検査，補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気をまったく使用しないときは，当該供給分に相当する基本料金は，半額といたします。ただし，当社が分割接続供給を行なう供給地点において，33（料金の算定）(10)にもとづき料金の調整を行なうために算定する，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービスにおける当該供給分に相当する基本料金は，双方の契約者に係る接続送電サービスにおいて，需要者の発電設備の検査，補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気をまったく使用しないときに限り，半額といたします。	なお，（２）ニによって接続送電サービス契約電力を定める供給地点において電気を使用された場合で，需要者の発電設備の検査，補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気をまったく使用しないときは，当該供給分に相当する基本料金は，半額といたします。ただし，当社が分割接続供給を行なう供給地点において，33（料金の算定）(10)にもとづき料金の調整を行なうために算定する，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービスにおける当該供給分に相当する基本料金は，双方の契約者に係る接続送電サービスにおいて，需要者の発電設備の検査，補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気をまったく使用しないときに限り，半額といたします。
また，その１月に前月から継続して需要者の発電設備の検査，補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気の供給を受けた期間がある場合で，その期間が前月の当該電気の供給を受けなかった期間を上回らないときは，その期間における当該電気の供給は，前月におけるものとみなします。	また，その１月に前月から継続して需要者の発電設備の検査，補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気の供給を受けた期間がある場合で，その期間が前月の当該電気の供給を受けなかった期間を上回らないときは，その期間における当該電気の供給は，前月におけるものとみなします。

託送供給等約款新旧比較表

託送供給等約款（令和６年 10 月１日実施）	託送供給等約款（令和７年４月１日実施）
接続送電サービス契約電力１キロワットにつき　653円87銭	接続送電サービス契約電力１キロワットにつき　653円87銭
(b)　電 力 量 料 金 電力量料金は，その１月の接続供給電力量によって算定いたします。	(b)　電 力 量 料 金 電力量料金は，その１月の接続供給電力量によって算定いたします。
１キロワット時につき　1円84銭	１キロワット時につき　1円84銭
(ﾛ)　高圧時間帯別接続送電サービス	(ﾛ)　高圧時間帯別接続送電サービス
a　適　用　範　囲	a　適　用　範　囲
(ｲ) a の適用範囲に該当し，契約者が希望される場合に適用いたします。	(ｲ) a の適用範囲に該当し，契約者が希望される場合に適用いたします。
b　供給電気方式および供給電圧	b　供給電気方式および供給電圧
供給電気方式および供給電圧は，交流３相３線式標準電圧6,000ボルトといたします。	供給電気方式および供給電圧は，交流３相３線式標準電圧6,000ボルトといたします。
c　接続送電サービス料金	c　接続送電サービス料金
接続送電サービス料金は，基本料金および電力量料金の合計といたします。ただし，基本料金は，ニによって力率割引または割増しをする場合は，力率割引または割増しをしたものといたします。	接続送電サービス料金は，基本料金および電力量料金の合計といたします。ただし，基本料金は，ニによって力率割引または割増しをする場合は，力率割引または割増しをしたものといたします。
(a)　基　本　料　金	(a)　基　本　料　金
基本料金は，１月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合（予備送電サービスによって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は，半額といたします。また，当社が分割接続供給を行なう供給地点において，33（料金の算定）(10)にもとづき料金の調整を行なうために算定する，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービスの基本料金は，双方の契約者に係る接続送電サービスにおいて，まったく電気を使用しないとき（予備送電サービスによって電気を使用した場合を除きます。）に限り，半額といたします。	基本料金は，１月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合（予備送電サービスによって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は，半額といたします。また，当社が分割接続供給を行なう供給地点において，33（料金の算定）(10)にもとづき料金の調整を行なうために算定する，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービスの基本料金は，双方の契約者に係る接続送電サービスにおいて，まったく電気を使用しないとき（予備送電サービスによって電気を使用した場合を除きます。）に限り，半額といたします。
なお，（２）ニによって接続送電サービス契約電力を定める供給地点において電気を使用された場合で，需要者の発電設備の検査，補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気をまったく使用しないときは，当該供給分に相当する基本料金は，半額といたしま	なお，（２）ニによって接続送電サービス契約電力を定める供給地点において電気を使用された場合で，需要者の発電設備の検査，補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気をまったく使用しないときは，当該供給分に相当する基本料金は，半額といたしま

託送供給等約款新旧比較表

託送供給等約款（令和６年 10 月１日実施）	託送供給等約款（令和７年４月１日実施）
す。ただし，当社が分割接続供給を行なう供給地点において，33（料金の算定）(10)にもとづき料金の調整を行なうために算定する，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービスにおける当該供給分に相当する基本料金は，双方の契約者に係る接続送電サービスにおいて，需要者の発電設備の検査，補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気をまったく使用しないときに限り，半額といたします。	す。ただし，当社が分割接続供給を行なう供給地点において，33（料金の算定）(10)にもとづき料金の調整を行なうために算定する，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービスにおける当該供給分に相当する基本料金は，双方の契約者に係る接続送電サービスにおいて，需要者の発電設備の検査，補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気をまったく使用しないときに限り，半額といたします。
また，その１月に前月から継続して需要者の発電設備の検査，補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気の供給を受けた期間がある場合で，その期間が前月の当該電気の供給を受けなかった期間を上回らないときは，その期間における当該電気の供給は，前月におけるものとみなします。	また，その１月に前月から継続して需要者の発電設備の検査，補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気の供給を受けた期間がある場合で，その期間が前月の当該電気の供給を受けなかった期間を上回らないときは，その期間における当該電気の供給は，前月におけるものとみなします。
接続送電サービス契約電力１キロワットにつき　**653円87銭**	接続送電サービス契約電力１キロワットにつき　**653円87銭**
(b)　電 力 量 料 金	(b)　電 力 量 料 金
電力量料金は，その１月の時間帯別の接続供給電力量によって算定いたします。	電力量料金は，その１月の時間帯別の接続供給電力量によって算定いたします。
ｉ　昼 間 時 間	ｉ　昼 間 時 間
１キロワット時につき　**1円93銭**	１キロワット時につき　**1円93銭**
ⅱ　夜 間 時 間	ⅱ　夜 間 時 間
１キロワット時につき　**1円75銭**	１キロワット時につき　**1円75銭**
(ﾊ)　高圧従量接続送電サービス	(ﾊ)　高圧従量接続送電サービス
a　適 用 範 囲	a　適 用 範 囲
(ｲ) a の適用範囲に該当し，自己等への電気の供給の用に供するための接続供給の場合で，契約者が希望されるときに適用いたします。	(ｲ) a の適用範囲に該当し，自己等への電気の供給の用に供するための接続供給の場合で，契約者が希望されるときに適用いたします。
b　供給電気方式および供給電圧	b　供給電気方式および供給電圧
供給電気方式および供給電圧は，交流３相３線式標準電圧6,000ボルトといたし	供給電気方式および供給電圧は，交流３相３線式標準電圧6,000ボルトといたし

託送供給等約款新旧比較表

託送供給等約款（令和６年 10 月１日実施）	託送供給等約款（令和７年４月１日実施）
ます。	ます。
c　接続送電サービス料金	c　接続送電サービス料金
接続送電サービス料金は，その１月の接続供給電力量によって算定いたします。	接続送電サービス料金は，その１月の接続供給電力量によって算定いたします。
１キロワット時につき　12円55銭	１キロワット時につき　12円55銭
ハ　特別高圧で供給する場合	ハ　特別高圧で供給する場合
(ｲ)　特別高圧標準接続送電サービス	(ｲ)　特別高圧標準接続送電サービス
a　適　用　範　囲	a　適　用　範　囲
接続送電サービス契約電力（分割接続供給の場合は，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用したときの接続送電サービス契約電力といたします。）が原則として2,000キロワット以上である場合に適用いたします。	接続送電サービス契約電力（分割接続供給の場合は，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用したときの接続送電サービス契約電力といたします。）が原則として2,000キロワット以上である場合に適用いたします。
b　供給電気方式および供給電圧	b　供給電気方式および供給電圧
供給電気方式は，交流３相３線式とし，供給電圧は，接続送電サービス契約電力（分割接続供給の場合は，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用したときの接続送電サービス契約電力といたします。）に応じて次のとおりといたします。	供給電気方式は，交流３相３線式とし，供給電圧は，接続送電サービス契約電力（分割接続供給の場合は，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用したときの接続送電サービス契約電力といたします。）に応じて次のとおりといたします。
接続送電サービス契約電力10,000キロワット未満　標準電圧　20,000ボルト	接続送電サービス契約電力10,000キロワット未満　標準電圧　20,000ボルト
接続送電サービス契約電力10,000キロワット以上50,000キロワット未満　標準電圧　60,000ボルト	接続送電サービス契約電力10,000キロワット以上50,000キロワット未満　標準電圧　60,000ボルト
接続送電サービス契約電力50,000キロワット以上　標準電圧 140,000ボルト	接続送電サービス契約電力50,000キロワット以上　標準電圧 140,000ボルト
c　接続送電サービス料金	c　接続送電サービス料金
接続送電サービス料金は，基本料金および電力量料金の合計といたします。ただし，基本料金は，ニによって力率割引または割増しをする場合は，力率割引または割増しをしたものといたします。	接続送電サービス料金は，基本料金および電力量料金の合計といたします。ただし，基本料金は，ニによって力率割引または割増しをする場合は，力率割引または割増しをしたものといたします。
(a)　基　本　料　金	(a)　基　本　料　金
基本料金は，１月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合（予備送電サービスによって電気を使用した場合を除きます。）	基本料金は，１月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合（予備送電サービスによって電気を使用した場合を除きます。）

託送供給等約款新旧比較表

託送供給等約款（令和６年 10 月１日実施）	託送供給等約款（令和７年４月１日実施）
の基本料金は，半額といたします。また，当社が分割接続供給を行なう供給地点において，33（料金の算定）(10)にもとづき料金の調整を行なうために算定する，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービスの基本料金は，双方の契約者に係る接続送電サービスにおいて，まったく電気を使用しないとき（予備送電サービスによって電気を使用した場合を除きます。）に限り，半額といたします。 なお，（２）ニによって接続送電サービス契約電力を定める供給地点において電気を使用された場合で，需要者の発電設備の検査，補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気をまったく使用しないときは，当該供給分に相当する基本料金は，半額といたします。ただし，当社が分割接続供給を行なう供給地点において，33（料金の算定）(10)にもとづき料金の調整を行なうために算定する，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービスにおける当該供給分に相当する基本料金は，双方の契約者に係る接続送電サービスにおいて，需要者の発電設備の検査，補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気をまったく使用しないときに限り，半額といたします。 また，その１月に前月から継続して需要者の発電設備の検査，補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気の供給を受けた期間がある場合で，その期間が前月の当該電気の供給を受けなかった期間を上回らないときは，その期間における当該電気の供給は，前月におけるものとみなします。	の基本料金は，半額といたします。また，当社が分割接続供給を行なう供給地点において，33（料金の算定）(10)にもとづき料金の調整を行なうために算定する，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービスの基本料金は，双方の契約者に係る接続送電サービスにおいて，まったく電気を使用しないとき（予備送電サービスによって電気を使用した場合を除きます。）に限り，半額といたします。 なお，（２）ニによって接続送電サービス契約電力を定める供給地点において電気を使用された場合で，需要者の発電設備の検査，補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気をまったく使用しないときは，当該供給分に相当する基本料金は，半額といたします。ただし，当社が分割接続供給を行なう供給地点において，33（料金の算定）(10)にもとづき料金の調整を行なうために算定する，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービスにおける当該供給分に相当する基本料金は，双方の契約者に係る接続送電サービスにおいて，需要者の発電設備の検査，補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気をまったく使用しないときに限り，半額といたします。 また，その１月に前月から継続して需要者の発電設備の検査，補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気の供給を受けた期間がある場合で，その期間が前月の当該電気の供給を受けなかった期間を上回らないときは，その期間における当該電気の供給は，前月におけるものとみなします。
接続送電サービス契約電力１キロワットにつき　**423円39銭**	接続送電サービス契約電力１キロワットにつき　**423円39銭**
(b)　電 力 量 料 金 電力量料金は，その１月の接続供給電力量によって算定いたします。	(b)　電 力 量 料 金 電力量料金は，その１月の接続供給電力量によって算定いたします。
１キロワット時につき　**91銭**	１キロワット時につき　**91銭**
(ﾛ)　特別高圧時間帯別接続送電サービス	(ﾛ)　特別高圧時間帯別接続送電サービス

託送供給等約款新旧比較表

<table>
<tr><th>託送供給等約款（令和６年 10 月１日実施）</th><th>託送供給等約款（令和７年４月１日実施）</th></tr>
<tr><td>a　適　用　範　囲
(ｲ) a の適用範囲に該当し，契約者が希望される場合に適用いたします。
b　供給電気方式および供給電圧
供給電気方式は，交流３相３線式とし，供給電圧は，接続送電サービス契約電力（分割接続供給の場合は，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用したときの接続送電サービス契約電力といたします。）に応じて次のとおりといたします。
<table><tr><td>接続送電サービス契約電力10,000キロワット未満</td><td>標準電圧　20,000ボルト</td></tr><tr><td>接続送電サービス契約電力10,000キロワット以上50,000キロワット未満</td><td>標準電圧　60,000ボルト</td></tr><tr><td>接続送電サービス契約電力50,000キロワット以上</td><td>標準電圧 140,000ボルト</td></tr></table>
c　接続送電サービス料金
接続送電サービス料金は，基本料金および電力量料金の合計といたします。ただし，基本料金は，ニによって力率割引または割増しをする場合は，力率割引または割増しをしたものといたします。
(a)　基　本　料　金
基本料金は，１月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合（予備送電サービスによって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は，半額といたします。また，当社が分割接続供給を行なう供給地点において，33（料金の算定）(10)にもとづき料金の調整を行なうために算定する，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービスの基本料金は，双方の契約者に係る接続送電サービスにおいて，まったく電気を使用しないとき（予備送電サービスによって電気を使用した場合を除きます。）に限り，半額といたします。
なお，（２）ニによって接続送電サービス契約電力を定める供給地点において電気を使用された場合で，需要者の発電設備の検査，補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気をま</td><td>a　適　用　範　囲
(ｲ) a の適用範囲に該当し，契約者が希望される場合に適用いたします。
b　供給電気方式および供給電圧
供給電気方式は，交流３相３線式とし，供給電圧は，接続送電サービス契約電力（分割接続供給の場合は，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用したときの接続送電サービス契約電力といたします。）に応じて次のとおりといたします。
<table><tr><td>接続送電サービス契約電力10,000キロワット未満</td><td>標準電圧　20,000ボルト</td></tr><tr><td>接続送電サービス契約電力10,000キロワット以上50,000キロワット未満</td><td>標準電圧　60,000ボルト</td></tr><tr><td>接続送電サービス契約電力50,000キロワット以上</td><td>標準電圧 140,000ボルト</td></tr></table>
c　接続送電サービス料金
接続送電サービス料金は，基本料金および電力量料金の合計といたします。ただし，基本料金は，ニによって力率割引または割増しをする場合は，力率割引または割増しをしたものといたします。
(a)　基　本　料　金
基本料金は，１月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合（予備送電サービスによって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は，半額といたします。また，当社が分割接続供給を行なう供給地点において，33（料金の算定）(10)にもとづき料金の調整を行なうために算定する，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービスの基本料金は，双方の契約者に係る接続送電サービスにおいて，まったく電気を使用しないとき（予備送電サービスによって電気を使用した場合を除きます。）に限り，半額といたします。
なお，（２）ニによって接続送電サービス契約電力を定める供給地点において電気を使用された場合で，需要者の発電設備の検査，補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気をま</td></tr>
</table>

託送供給等約款新旧比較表

託送供給等約款（令和６年 10 月１日実施）	託送供給等約款（令和７年４月１日実施）
ったく使用しないときは，当該供給分に相当する基本料金は，半額といたします。ただし，当社が分割接続供給を行なう供給地点において，33（料金の算定）(10)にもとづき料金の調整を行なうために算定する，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービスにおける当該供給分に相当する基本料金は，双方の契約者に係る接続送電サービスにおいて，需要者の発電設備の検査，補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気をまったく使用しないときに限り，半額といたします。 また，その１月に前月から継続して需要者の発電設備の検査，補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気の供給を受けた期間がある場合で，その期間が前月の当該電気の供給を受けなかった期間を上回らないときは，その期間における当該電気の供給は，前月におけるものとみなします。	ったく使用しないときは，当該供給分に相当する基本料金は，半額といたします。ただし，当社が分割接続供給を行なう供給地点において，33（料金の算定）(10)にもとづき料金の調整を行なうために算定する，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービスにおける当該供給分に相当する基本料金は，双方の契約者に係る接続送電サービスにおいて，需要者の発電設備の検査，補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気をまったく使用しないときに限り，半額といたします。 また，その１月に前月から継続して需要者の発電設備の検査，補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気の供給を受けた期間がある場合で，その期間が前月の当該電気の供給を受けなかった期間を上回らないときは，その期間における当該電気の供給は，前月におけるものとみなします。
接続送電サービス契約電力１キロワットにつき　423円39銭	接続送電サービス契約電力１キロワットにつき　423円39銭
(b)　電 力 量 料 金 電力量料金は，その１月の時間帯別の接続供給電力量によって算定いたします。 ⅰ　昼　間　時　間	(b)　電 力 量 料 金 電力量料金は，その１月の時間帯別の接続供給電力量によって算定いたします。 ⅰ　昼　間　時　間
１キロワット時につき　94銭	１キロワット時につき　94銭
ⅱ　夜　間　時　間	ⅱ　夜　間　時　間
１キロワット時につき　89銭	１キロワット時につき　89銭
(ハ)　特別高圧従量接続送電サービス a　適　用　範　囲 (イ) a の適用範囲に該当し，自己等への電気の供給の用に供するための接続供給の場合で，契約者が希望されるときに適用いたします。 b　供給電気方式および供給電圧	(ハ)　特別高圧従量接続送電サービス a　適　用　範　囲 (イ) a の適用範囲に該当し，自己等への電気の供給の用に供するための接続供給の場合で，契約者が希望されるときに適用いたします。 b　供給電気方式および供給電圧

託送供給等約款新旧比較表

託送供給等約款（令和６年 10 月１日実施）	託送供給等約款（令和７年４月１日実施）
供給電気方式は，交流３相３線式とし，供給電圧は，接続送電サービス契約電力に応じて次のとおりといたします。	供給電気方式は，交流３相３線式とし，供給電圧は，接続送電サービス契約電力に応じて次のとおりといたします。
接続送電サービス契約電力10,000キロワット未満　標準電圧　20,000ボルト 接続送電サービス契約電力10,000キロワット以上50,000キロワット未満　標準電圧　60,000ボルト 接続送電サービス契約電力50,000キロワット以上　標準電圧 140,000ボルト	接続送電サービス契約電力10,000キロワット未満　標準電圧　20,000ボルト 接続送電サービス契約電力10,000キロワット以上50,000キロワット未満　標準電圧　60,000ボルト 接続送電サービス契約電力50,000キロワット以上　標準電圧 140,000ボルト
c　接続送電サービス料金 接続送電サービス料金は，その１月の接続供給電力量によって算定いたします。	c　接続送電サービス料金 接続送電サービス料金は，その１月の接続供給電力量によって算定いたします。
１キロワット時につき　**7円85銭**	１キロワット時につき　**7円85銭**
ニ　力率割引および割増し 高圧または特別高圧で供給する場合の力率割引および割増しは，次のとおりといたします。	ニ　力率割引および割増し 高圧または特別高圧で供給する場合の力率割引および割増しは，次のとおりといたします。
(ｲ)　力率は，供給地点ごとに，その１月のうち毎日午前８時から午後10時までの時間における平均力率（瞬間力率が進み力率となる場合には，その瞬間力率は，100パーセントといたします。）といたします。この場合，平均力率は，別表５（平均力率の算定）によって算定された値といたします。 なお，まったく電気を使用しないその１月の力率は，85パーセントとみなします。	(ｲ)　力率は，供給地点ごとに，その１月のうち毎日午前８時から午後10時までの時間における平均力率（瞬間力率が進み力率となる場合には，その瞬間力率は，100パーセントといたします。）といたします。この場合，平均力率は，別表５（平均力率の算定）によって算定された値といたします。 なお，まったく電気を使用しないその１月の力率は，85パーセントとみなします。
(ﾛ)　分割接続供給の場合は，33（料金の算定）(10)にもとづき料金の調整を行なうために，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用したときの供給地点ごとの力率を，(ｲ)に準じて算定いたします。また，それぞれの契約者に係る接続送電サービスの力率は，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用した場合の力率と同一の値といたします。ただし，その供給地点において，いずれかの契約者に係る接続送電サービスにおいて，まったく電気を使用しない場合は，当該接続送電サービスについては，その１月の力率を85パーセントとみなします。	(ﾛ)　分割接続供給の場合は，33（料金の算定）(10)にもとづき料金の調整を行なうために，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用したときの供給地点ごとの力率を，(ｲ)に準じて算定いたします。また，それぞれの契約者に係る接続送電サービスの力率は，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用した場合の力率と同一の値といたします。ただし，その供給地点において，いずれかの契約者に係る接続送電サービスにおいて，まったく電気を使用しない場合は，当該接続送電サービスについては，その１月の力率を85パーセントとみなします。
(ﾊ)　力率が，85パーセントを上回る場合は，その上回る１パーセントにつき，基本料金（(２)ニによって接続送電サービス契約電力を定める供給地点において，需要者	(ﾊ)　力率が，85パーセントを上回る場合は，その上回る１パーセントにつき，基本料金（(２)ニによって接続送電サービス契約電力を定める供給地点において，需要者

託送供給等約款新旧比較表

託送供給等約款（令和６年 10 月１日実施）	託送供給等約款（令和７年４月１日実施）
の発電設備の検査，補修または事故〔停電による停止等を含みます。〕により生じた不足電力の補給にあてるための電気をまったく使用しない場合は，当該供給分以外の供給分に相当する基本料金といたします。）を１パーセント割引し，85パーセントを下回る場合は，その下回る１パーセントにつき，基本料金（(２)ニによって接続送電サービス契約電力を定める供給地点において，需要者の発電設備の検査，補修または事故〔停電による停止等を含みます。〕により生じた不足電力の補給にあてるための電気をまったく使用しない場合は，当該供給分以外の供給分に相当する基本料金といたします。）を１パーセント割増しいたします。	の発電設備の検査，補修または事故〔停電による停止等を含みます。〕により生じた不足電力の補給にあてるための電気をまったく使用しない場合は，当該供給分以外の供給分に相当する基本料金といたします。）を１パーセント割引し，85パーセントを下回る場合は，その下回る１パーセントにつき，基本料金（(２)ニによって接続送電サービス契約電力を定める供給地点において，需要者の発電設備の検査，補修または事故〔停電による停止等を含みます。〕により生じた不足電力の補給にあてるための電気をまったく使用しない場合は，当該供給分以外の供給分に相当する基本料金といたします。）を１パーセント割増しいたします。
ホ　そ　　の　　他	ホ　そ　　の　　他
(ｲ)　接続送電サービス料金の計算における合計金額の単位は，１円とし，その端数は，切り捨てます。	(ｲ)　接続送電サービス料金の計算における合計金額の単位は，１円とし，その端数は，切り捨てます。
(ﾛ)　電灯時間帯別接続送電サービス，動力時間帯別接続送電サービス，高圧時間帯別接続送電サービスまたは特別高圧時間帯別接続送電サービス（以下「時間帯別接続送電サービス」といいます。）の適用後１年に満たない場合は，電灯標準接続送電サービス，動力標準接続送電サービス，高圧標準接続送電サービスもしくは特別高圧標準接続送電サービス（以下「標準接続送電サービス」といいます。）または電灯従量接続送電サービス，動力従量接続送電サービス，高圧従量接続送電サービスもしくは特別高圧従量接続送電サービス（以下「従量接続送電サービス」といいます。）を適用いたしません。また，従量接続送電サービスの適用後１年に満たない場合は，標準接続送電サービスまたは時間帯別接続送電サービスを適用いたしません。	(ﾛ)　電灯時間帯別接続送電サービス，動力時間帯別接続送電サービス，高圧時間帯別接続送電サービスまたは特別高圧時間帯別接続送電サービス（以下「時間帯別接続送電サービス」といいます。）の適用後１年に満たない場合は，電灯標準接続送電サービス，動力標準接続送電サービス，高圧標準接続送電サービスもしくは特別高圧標準接続送電サービス（以下「標準接続送電サービス」といいます。）または電灯従量接続送電サービス，動力従量接続送電サービス，高圧従量接続送電サービスもしくは特別高圧従量接続送電サービス（以下「従量接続送電サービス」といいます。）を適用いたしません。また，従量接続送電サービスの適用後１年に満たない場合は，標準接続送電サービスまたは時間帯別接続送電サービスを適用いたしません。
(ﾊ)　時間帯別接続送電サービスまたは従量接続送電サービスから標準接続送電サービスに変更された後１年に満たない場合は，時間帯別接続送電サービスまたは従量接続送電サービスを適用いたしません。	(ﾊ)　時間帯別接続送電サービスまたは従量接続送電サービスから標準接続送電サービスに変更された後１年に満たない場合は，時間帯別接続送電サービスまたは従量接続送電サービスを適用いたしません。
(ﾆ)　33（料金の算定）(10)にもとづき料金の調整を行なうための，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービスの種別を定めた後１年に満たないときの取扱いは，(ﾛ)および(ﾊ)に準ずるものといたします。	(ﾆ)　33（料金の算定）(10)にもとづき料金の調整を行なうための，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービスの種別を定めた後１年に満たないときの取扱いは，(ﾛ)および(ﾊ)に準ずるものといたします。
(ﾎ)　（２）ニによって接続送電サービス契約電力を定める供給地点において，需要者の発電設備の検査，補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気を使用される場合は，使用開始の時刻と使用休止	(ﾎ)　（２）ニによって接続送電サービス契約電力を定める供給地点において，需要者の発電設備の検査，補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気を使用される場合は，使用開始の時刻と使用休止

託送供給等約款新旧比較表

<table>
<tr><th>託送供給等約款（令和６年 10 月１日実施）</th><th>託送供給等約款（令和７年４月１日実施）</th></tr>
<tr><td>の時刻とをあらかじめ契約者から当社に通知していただきます。ただし，事故その他やむをえない場合は，使用開始後すみやかに契約者から当社に通知していただきます。
(ﾍ)　当社は，必要に応じて，需要者の発電設備の運転に関する記録を契約者から提出していただきます。
（４）　１年を通じての最大需要電力等が夜間時間に発生する場合の取扱い
高圧または特別高圧で供給する場合で，需要者が昼間時間から夜間時間への負荷移行を行なった結果，１年を通じての最大需要電力等が夜間時間に発生し，かつ，契約者が標準接続送電サービスまたは時間帯別接続送電サービスの適用を受け，契約者と当社との協議が整ったときのその供給地点の各月の接続送電サービス料金は，（３）によって算定された金額からイによって算定された金額（以下「ピークシフト割引額」といいます。）を差し引いたものといたします。
イ　ピークシフト割引額
ピークシフト割引額は，１月につき次の式により算定された金額といたします。ただし，まったく電気を使用しない場合（予備送電サービスによって電気を使用した場合を除きます。）のピークシフト割引額は，半額といたします。
ピークシフト割引額＝次に定める割引単価×ロのピークシフト電力
<table><tr><td rowspan="2">ピークシフト電力
１キロワットにつき</td><td>高圧で供給する場合</td><td>555円80銭</td></tr><tr><td>特別高圧で供給する場合</td><td>359円89銭</td></tr></table>
ロ　ピークシフト電力
ピークシフト電力は，需要者の負荷移行により昼間時間から夜間時間に移行された増分電力をいい，その需要者の接続送電サービス契約電力からその需要者の１年を通じての昼間時間における接続供給電力の最大値を差し引いた値を上限として，夜間時間に移行する負荷設備の容量（キロワット）等にもとづき，あらかじめ契約者と当社との協議によって定めます。
なお，分割接続供給の場合は，それぞれの契約者に係るピークシフト電力とあわせ</td><td>の時刻とをあらかじめ契約者から当社に通知していただきます。ただし，事故その他やむをえない場合は，使用開始後すみやかに契約者から当社に通知していただきます。
(ﾍ)　当社は，必要に応じて，需要者の発電設備の運転に関する記録を契約者から提出していただきます。
（４）　１年を通じての最大需要電力等が夜間時間に発生する場合の取扱い
高圧または特別高圧で供給する場合で，需要者が昼間時間から夜間時間への負荷移行を行なった結果，１年を通じての最大需要電力等が夜間時間に発生し，かつ，契約者が標準接続送電サービスまたは時間帯別接続送電サービスの適用を受け，契約者と当社との協議がととのったときのその供給地点の各月の接続送電サービス料金は，（３）によって算定された金額からイによって算定された金額（以下「ピークシフト割引額」といいます。）を差し引いたものといたします。
イ　ピークシフト割引額
ピークシフト割引額は，１月につき次の式により算定された金額といたします。ただし，まったく電気を使用しない場合（予備送電サービスによって電気を使用した場合を除きます。）のピークシフト割引額は，半額といたします。
ピークシフト割引額＝次に定める割引単価×ロのピークシフト電力
<table><tr><td rowspan="2">ピークシフト電力
１キロワットにつき</td><td>高圧で供給する場合</td><td>555円80銭</td></tr><tr><td>特別高圧で供給する場合</td><td>359円89銭</td></tr></table>
ロ　ピークシフト電力
ピークシフト電力は，需要者の負荷移行により昼間時間から夜間時間に移行された増分電力をいい，その需要者の接続送電サービス契約電力からその需要者の１年を通じての昼間時間における接続供給電力の最大値を差し引いた値を上限として，夜間時間に移行する負荷設備の容量（キロワット）等にもとづき，あらかじめ契約者と当社との協議によって定めます。
なお，分割接続供給の場合は，それぞれの契約者に係るピークシフト電力とあわせ</td></tr>
</table>

託送供給等約款新旧比較表

託送供給等約款（令和６年 10 月１日実施）	託送供給等約款（令和７年４月１日実施）
て，33（料金の算定）(10)にもとづき料金の調整を行なうために，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用したときのピークシフト電力を，あらかじめ双方の契約者と当社との協議によって定めます。 また，各月の昼間時間における接続供給電力の最大値の実績等から，ピークシフト電力が不適当と認められる場合には，すみやかにピークシフト電力を適正なものに変更していただきます。 ハ　１年を通じて夜間時間に最大需要電力等が発生しないことが明らかになった場合等については，本取扱いの適用をただちに解消いたします。 なお，それが本取扱い適用後１年に満たない場合は，既に適用したピークシフト割引額の合計金額を本取扱いの適用が解消された月の接続送電サービス料金に加算したものをその月の接続送電サービス料金として算定いたします。	て，33（料金の算定）(10)にもとづき料金の調整を行なうために，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用したときのピークシフト電力を，あらかじめ双方の契約者と当社との協議によって定めます。 また，各月の昼間時間における接続供給電力の最大値の実績等から，ピークシフト電力が不適当と認められる場合には，すみやかにピークシフト電力を適正なものに変更していただきます。 ハ　１年を通じて夜間時間に最大需要電力等が発生しないことが明らかになった場合等については，本取扱いの適用をただちに解消いたします。 なお，それが本取扱い適用後１年に満たない場合は，既に適用したピークシフト割引額の合計金額を本取扱いの適用が解消された月の接続送電サービス料金に加算したものをその月の接続送電サービス料金として算定いたします。
22　系統連系受電サービス （１）　適　用　範　囲 小売電気事業，当社以外の一般送配電事業，特定送配電事業または自己等への電気の供給の用に供するために当社が受電する電気に適用いたします。ただし，当社との特定契約に係る電気には適用いたしません。 （２）　系統連系受電課金対象電力 各月の系統連系受電課金対象電力は，次によって受電地点ごとに，発電バランシンググループごとに定めます。 イ　発電場所が１発電バランシンググループに属している場合 (ｲ)　発電設備等に係る供給地点において電灯定額接続送電サービスが適用されている場合 系統連系受電課金対象電力は，同時最大受電電力といたします。 (ﾛ)　(ｲ)以外の場合 系統連系受電課金対象電力は，同時最大受電電力から発電設備等に係る供給地点におけるその１月の接続送電サービス契約電力（発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は，１接続送電サービスを適用したときのその１月の接続送電サービス契約電力といたします。）を差し引いた値といたします。た	**22　系統連系受電サービス** （１）　適　用　範　囲 小売電気事業，当社以外の一般送配電事業，特定送配電事業または自己等への電気の供給の用に供するために当社が受電する電気に適用いたします。ただし，当社との特定契約に係る電気には適用いたしません。 （２）　系統連系受電課金対象電力 各月の系統連系受電課金対象電力は，次によって受電地点ごとに，発電バランシンググループごとに定めます。 イ　発電場所が１発電バランシンググループに属している場合 (ｲ)　発電設備等に係る供給地点において電灯定額接続送電サービスが適用されている場合 系統連系受電課金対象電力は，同時最大受電電力といたします。 (ﾛ)　(ｲ)以外の場合 系統連系受電課金対象電力は，同時最大受電電力から発電設備等に係る供給地点におけるその１月の接続送電サービス契約電力（発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は，１接続送電サービスを適用したときのその１月の接続送電サービス契約電力といたします。）を差し引いた値といたします。た

託送供給等約款新旧比較表

託送供給等約款（令和６年 10 月１日実施）	託送供給等約款（令和７年４月１日実施）
だし，差し引いた値が零を下回る場合の系統連系受電課金対象電力は，零といたします。	だし，差し引いた値が零を下回る場合の系統連系受電課金対象電力は，零といたします。
ロ　発電場所が複数の発電バランシンググループに属している場合	ロ　発電場所が複数の発電バランシンググループに属している場合
(ｲ)　発電設備等に係る供給地点において電灯定額接続送電サービスが適用されている場合 発電バランシンググループごとの系統連系受電課金対象電力は，同時最大受電電力を契約受電電力の比であん分してえた値といたします。	(ｲ)　発電設備等に係る供給地点において電灯定額接続送電サービスが適用されている場合 発電バランシンググループごとの系統連系受電課金対象電力は，同時最大受電電力を契約受電電力の比であん分してえた値といたします。
(ﾛ)　(ｲ)以外の場合 発電バランシンググループごとの系統連系受電課金対象電力は，同時最大受電電力を契約受電電力の比であん分してえた値から，発電設備等に係る供給地点のその１月の接続送電サービス契約電力（発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は，１接続送電サービスを適用したときのその１月の接続送電サービス契約電力といたします。）を契約受電電力の比であん分してえた値を差し引いた値といたします。ただし，差し引いた値が零を下回る場合の系統連系受電課金対象電力は，零といたします。	(ﾛ)　(ｲ)以外の場合 発電バランシンググループごとの系統連系受電課金対象電力は，同時最大受電電力を契約受電電力の比であん分してえた値から，発電設備等に係る供給地点のその１月の接続送電サービス契約電力（発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は，１接続送電サービスを適用したときのその１月の接続送電サービス契約電力といたします。）を契約受電電力の比であん分してえた値を差し引いた値といたします。ただし，差し引いた値が零を下回る場合の系統連系受電課金対象電力は，零といたします。
ハ　イおよびロにおいて，系統連系受電課金対象電力の算定上，次のものについても接続送電サービス契約電力１キロワットとみなします。	ハ　イおよびロにおいて，系統連系受電課金対象電力の算定上，次のものについても接続送電サービス契約電力１キロワットとみなします。
(ｲ)　臨時接続送電サービス契約電力（発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は，１臨時接続送電サービスを適用したときの臨時接続送電サービス契約電力といたします。）１キロワット	(ｲ)　臨時接続送電サービス契約電力（発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は，１臨時接続送電サービスを適用したときの臨時接続送電サービス契約電力といたします。）１キロワット
(ﾛ)　接続送電サービス契約電流または臨時接続送電サービス契約電流10アンペア ただし，接続送電サービス契約電流が５アンペアの場合は，0.5キロワットとみなし，15アンペアの場合は，1.5キロワットとみなします。	(ﾛ)　接続送電サービス契約電流または臨時接続送電サービス契約電流10アンペア ただし，接続送電サービス契約電流が５アンペアの場合は，0.5キロワットとみなし，15アンペアの場合は，1.5キロワットとみなします。
(ﾊ)　接続送電サービス契約容量または臨時接続送電サービス契約容量１キロボルトアンペア	(ﾊ)　接続送電サービス契約容量または臨時接続送電サービス契約容量１キロボルトアンペア
(ﾆ)　電灯臨時定額接続送電サービスにおける契約負荷設備の総容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，各契約負荷設備ごとに別表４〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）１キロボルトアンペア ただし，電灯臨時定額接続送電サービスにおける契約負荷設備の総容量の端数は，	(ﾆ)　電灯臨時定額接続送電サービスにおける契約負荷設備の総容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，各契約負荷設備ごとに別表４〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）１キロボルトアンペア ただし，電灯臨時定額接続送電サービスにおける契約負荷設備の総容量の端数は，

託送供給等約款新旧比較表

託送供給等約款（令和６年 10 月１日実施）	託送供給等約款（令和７年４月１日実施）
小数点以下第１位で四捨五入いたします。	小数点以下第１位で四捨五入いたします。
(ホ)　附則４（揚水発電設備等が設置された需要場所に接続供給を行なう場合の特別措置）の適用を受けている場合の接続供給課金対象電力（揚水発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は，１接続送電サービスまたは１臨時接続送電サービスを適用したときの接続供給課金対象電力といたします。）１キロワット	(ホ)　附則４（揚水発電設備等が設置された需要場所に接続供給を行なう場合の特別措置）の適用を受けている場合の接続供給課金対象電力（揚水発電設備または蓄電池〔以下「揚水発電設備等」といいます。〕に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は，１接続送電サービスまたは１臨時接続送電サービスを適用したときの接続供給課金対象電力といたします。）１キロワット
（３）　系統連系受電サービス料金	（３）　系統連系受電サービス料金
系統連系受電サービス料金は，受電地点ごとに，発電バランシンググループごとに算定された基本料金および電力量料金の合計から系統設備効率化割引額を差し引いたものといたします。	系統連系受電サービス料金は，受電地点ごとに，発電バランシンググループごとに算定された基本料金および電力量料金の合計から系統設備効率化割引額を差し引いたものといたします。
イ　基　本　料　金	イ　基　本　料　金
基本料金は，１月につき次のとおりといたします。ただし，まったく発電または放電しない場合（他の発電量調整供給契約等と同一計量する場合等は，その１月のすべての発電量調整供給等に係る発電量調整受電電力量等が零であるときに限ります。）の基本料金は，半額といたします。	基本料金は，１月につき次のとおりといたします。ただし，まったく発電または放電しない場合（他の発電量調整供給契約等と同一計量する場合等は，その１月のすべての発電量調整供給等に係る発電量調整受電電力量等が零であるときに限ります。）の基本料金は，半額といたします。
系統連系受電課金対象電力１キロワットにつき　87円01銭	系統連系受電課金対象電力１キロワットにつき　87円01銭
ロ　電　力　量　料　金	ロ　電　力　量　料　金
電力量料金は，その１月の発電量調整受電電力量によって算定いたします。	電力量料金は，その１月の発電量調整受電電力量によって算定いたします。
１キロワット時につき　28銭	１キロワット時につき　28銭
ハ　系統設備効率化割引	ハ　系統設備効率化割引
系統設備効率化割引は，基幹系統設備効率化および送電ロス削減割引（以下「系統設備効率化割引Ａ」といいます。）および特別高圧系統設備効率化割引（以下「系統設備効率化割引Ｂ」といいます。）とし，受電地点ごとに，発電バランシンググループごとに，次により算定いたします。	系統設備効率化割引は，基幹系統設備効率化および送電ロス削減割引（以下「系統設備効率化割引Ａ」といいます。）および特別高圧系統設備効率化割引（以下「系統設備効率化割引Ｂ」といいます。）とし，受電地点ごとに，発電バランシンググループごとに，次により算定いたします。
(イ)　適　　用	(イ)　適　　用
a　系統設備効率化割引Ａ	a　系統設備効率化割引Ａ
受電地点について当社が選定した変電所等（以下「連系変電所等」といいます。）	受電地点について当社が選定した変電所等（以下「連系変電所等」といいます。）

託送供給等約款新旧比較表

託送供給等約款（令和６年 10 月１日実施）

が割引対象変電所等（別表２〔系統設備効率化割引の対象変電所等〕（１）に定める割引区分Ａ－１，Ａ－２またはＡ－３に該当する変電所等といたします。）の場合に適用いたします。

なお，連系変電所等は，あらかじめ発電者にお知らせいたします。

ｂ　系統設備効率化割引Ｂ

低圧または高圧で受電する場合で，連系変電所等が割引対象変電所等（別表２〔系統設備効率化割引の対象変電所等〕（１）に定める割引区分Ｂ－１またはＢ－２に該当する変電所等といたします。）のときに適用いたします。

なお，連系変電所等は，あらかじめ発電者にお知らせいたします。

(ﾛ)　系統設備効率化割引単価

系統設備効率化割引単価は，ａの系統設備効率化割引Ａ単価およびｂの系統設備効率化割引Ｂ単価を合計した値といたします。

ａ　系統設備効率化割引Ａ単価

系統設備効率化割引Ａに係る単価とし，１月につき次のとおりといたします。

(a)　受電電圧が標準電圧140,000ボルトをこえる場合

	連系変電所等	単　価
系統連系受電課金対象電力１キロワットにつき	別表２（系統設備効率化割引の対象変電所等）（１）の割引区分Ａ－１の場合	30円86銭
	別表２（系統設備効率化割引の対象変電所等）（１）の割引区分Ａ－２の場合	5円72銭
	別表２（系統設備効率化割引の対象変電所等）（１）の割引区分Ａ－３の場合	2円86銭

(b)　(a)以外の場合

託送供給等約款（令和７年４月１日実施）

が割引対象変電所等（別表２〔系統設備効率化割引の対象変電所等〕（１）に定める割引区分Ａ－１，Ａ－２またはＡ－３に該当する変電所等といたします。）の場合に適用いたします。

なお，連系変電所等は，あらかじめ発電者にお知らせいたします。

ｂ　系統設備効率化割引Ｂ

低圧または高圧で受電する場合で，連系変電所等が割引対象変電所等（別表２〔系統設備効率化割引の対象変電所等〕（１）に定める割引区分Ｂ－１またはＢ－２に該当する変電所等といたします。）のときに適用いたします。

なお，連系変電所等は，あらかじめ発電者にお知らせいたします。

(ﾛ)　系統設備効率化割引単価

系統設備効率化割引単価は，ａの系統設備効率化割引Ａ単価およびｂの系統設備効率化割引Ｂ単価を合計した値といたします。

ａ　系統設備効率化割引Ａ単価

系統設備効率化割引Ａに係る単価とし，１月につき次のとおりといたします。

(a)　受電電圧が標準電圧140,000ボルトをこえる場合

	連系変電所等	単　価
系統連系受電課金対象電力１キロワットにつき	別表２（系統設備効率化割引の対象変電所等）（１）の割引区分Ａ－１の場合	30円86銭
	別表２（系統設備効率化割引の対象変電所等）（１）の割引区分Ａ－２の場合	5円72銭
	別表２（系統設備効率化割引の対象変電所等）（１）の割引区分Ａ－３の場合	2円86銭

(b)　(a)以外の場合

託送供給等約款新旧比較表

託送供給等約款（令和６年 10 月１日実施）

	連系変電所等	単　価
系統連系受電課金対象電力１キロワットにつき	別表２（系統設備効率化割引の対象変電所等）（１）の割引区分Ａ－１の場合	30円86銭
	別表２（系統設備効率化割引の対象変電所等）（１）の割引区分Ａ－２の場合	11円44銭
	別表２（系統設備効率化割引の対象変電所等）（１）の割引区分Ａ－３の場合	5円72銭

ｂ　系統設備効率化割引Ｂ単価

系統設備効率化割引Ｂに係る単価とし，１月につき次のとおりといたします。

	連系変電所等	単　価
系統連系受電課金対象電力１キロワットにつき	別表２（系統設備効率化割引の対象変電所等）（１）の割引区分Ｂ－１の場合	48円99銭
	別表２（系統設備効率化割引の対象変電所等）（１）の割引区分Ｂ－２の場合	17円80銭

(ﾊ)　系統設備効率化割引額

系統設備効率化割引額は，（２）の系統連系受電課金対象電力に(ﾛ)の系統設備効率化割引単価を乗じてえた金額といたします。ただし，まったく発電または放電しない場合（他の発電量調整供給契約等と同一計量する場合等は，その１月のすべての発電量調整供給等に係る発電量調整受電電力量等が零であるときに限ります。）の系統設備効率化割引額は，半額といたします。

ニ　そ　の　他

系統連系受電サービス料金の計算における合計金額の単位は，１円とし，その端数は，切り捨てます。

託送供給等約款（令和７年４月１日実施）

	連系変電所等	単　価
系統連系受電課金対象電力１キロワットにつき	別表２（系統設備効率化割引の対象変電所等）（１）の割引区分Ａ－１の場合	30円86銭
	別表２（系統設備効率化割引の対象変電所等）（１）の割引区分Ａ－２の場合	11円44銭
	別表２（系統設備効率化割引の対象変電所等）（１）の割引区分Ａ－３の場合	5円72銭

ｂ　系統設備効率化割引Ｂ単価

系統設備効率化割引Ｂに係る単価とし，１月につき次のとおりといたします。

	連系変電所等	単　価
系統連系受電課金対象電力１キロワットにつき	別表２（系統設備効率化割引の対象変電所等）（１）の割引区分Ｂ－１の場合	48円99銭
	別表２（系統設備効率化割引の対象変電所等）（１）の割引区分Ｂ－２の場合	17円80銭

(ﾊ)　系統設備効率化割引額

系統設備効率化割引額は，（２）の系統連系受電課金対象電力に(ﾛ)の系統設備効率化割引単価を乗じてえた金額といたします。ただし，まったく発電または放電しない場合（他の発電量調整供給契約等と同一計量する場合等は，その１月のすべての発電量調整供給等に係る発電量調整受電電力量等が零であるときに限ります。）の系統設備効率化割引額は，半額といたします。

ニ　そ　の　他

系統連系受電サービス料金の計算における合計金額の単位は，１円とし，その端数は，切り捨てます。

託送供給等約款新旧比較表

託送供給等約款（令和６年 10 月１日実施）	託送供給等約款（令和７年４月１日実施）
Ⅴ　供　　給	**Ⅴ　供　　給**
39　給電指令の実施等	**39　給電指令の実施等**
（１）　当社は，系統運用上の制約その他によって必要な場合には，38（託送供給等の実施）（３）ホにかかわらず，発電者に定期検査または定期補修の時期を変更していただくことがあります。	（１）　当社は，系統運用上の制約その他によって必要な場合には，38（託送供給等の実施）（３）ホにかかわらず，発電者に定期検査または定期補修の時期を変更していただくことがあります。
（２）　当社は，低圧で受電または供給する場合を除き，次の場合には，契約者，発電契約者，発電者または需要者に給電指令を行ない，発電者の発電もしくは放電または需要者の電気の使用を制限し，もしくは中止し，または振替供給もしくは発電量調整供給の全部もしくは一部を中止することがあります。ただし，緊急やむをえない場合は，当社は，給電指令を行なうことなく，発電者の発電もしくは放電または需要者の電気の使用を制限し，もしくは中止し，または振替供給もしくは発電量調整供給の全部もしくは一部を中止することがあります。	（２）　当社は，低圧で受電または供給する場合を除き，次の場合には，契約者，発電契約者，発電者または需要者に給電指令を行ない，発電者の発電もしくは放電または需要者の電気の使用を制限し，もしくは中止し，または振替供給もしくは発電量調整供給の全部もしくは一部を中止することがあります。ただし，緊急やむをえない場合は，当社は，給電指令を行なうことなく，発電者の発電もしくは放電または需要者の電気の使用を制限し，もしくは中止し，または振替供給もしくは発電量調整供給の全部もしくは一部を中止することがあります。
イ　当社が維持および運用する供給設備に故障が生じ，または故障が生ずるおそれがある場合	イ　当社が維持および運用する供給設備に故障が生じ，または故障が生ずるおそれがある場合
ロ　当社が維持および運用する供給設備の点検，修繕，変更その他の工事上やむをえない場合	ロ　当社が維持および運用する供給設備の点検，修繕，変更その他の工事上やむをえない場合
ハ　系統全体の需要が大きく低下し，調整電源による対策の実施にもかかわらず，原子力発電または水力発電を抑制する必要が生じた場合	ハ　系統全体の需要が大きく低下し，調整電源による対策の実施にもかかわらず，原子力発電または水力発電を抑制する必要が生じた場合
ニ　振替供給の場合で，当社の供給区域内の需要に対する電気の供給に支障が生じ，または支障が生ずるおそれがあるとき。	ニ　振替供給の場合で，当社の供給区域内の需要に対する電気の供給に支障が生じ，または支障が生ずるおそれがあるとき。
ホ　イおよびロ以外の場合で，送電設備および変電設備で構成される電力系統のうち，当社の供給区域における最上位電圧から二階級の送電設備および変電設備で構成される電力系統ならびに当社が指定した電力系統（以下「基幹系統」といいます。）における電気の潮流が系統安定度等にもとづき算定される運用可能な容量を超過し，または超過するおそれがあり，発電設備等の出力を抑制する必要が生じたとき。	ホ　イおよびロ以外の場合で，送電設備および変電設備で構成される電力系統のうち，当社の供給区域における最上位電圧から二階級の送電設備および変電設備で構成される電力系統ならびに当社が指定した電力系統（以下「基幹系統」といいます。）における電気の潮流が系統安定度等にもとづき算定される運用可能な容量を超過し，または超過するおそれがあり，発電設備等の出力を抑制する必要が生じたとき。
ヘ　イおよびロ以外の場合で，送電設備および変電設備で構成される電力系統のうち，	ヘ　イおよびロ以外の場合で，送電設備および変電設備で構成される電力系統のうち，

託送供給等約款新旧比較表

託送供給等約款（令和６年 10 月１日実施）	託送供給等約款（令和７年４月１日実施）
基幹系統および当社以外の一般送配電事業者との会社間連系点に至る供給設備以外の電力系統（以下「ローカル系統」といいます。）における電気の潮流が系統安定度等にもとづき算定される運用可能な容量を超過し，または超過するおそれがあり，発電設備等の出力を抑制する必要が生じたとき。	基幹系統および当社以外の一般送配電事業者との会社間連系点に至る供給設備以外の電力系統（以下「ローカル系統」といいます。）における電気の潮流が系統安定度等にもとづき算定される運用可能な容量を超過し，または超過するおそれがあり，発電設備等の出力を抑制する必要が生じたとき。
ト　その他電気の需給上または保安上必要がある場合	ト　その他電気の需給上または保安上必要がある場合
（３）　当社は，低圧で受電または供給する場合で，（２）イ，ロ，ホ，ヘまたはトのときには，発電者の発電もしくは放電または需要者の電気の使用を制限し，もしくは中止し，または振替供給もしくは発電量調整供給の全部もしくは一部を中止することがあります。 なお，この場合には，当社は，あらかじめその旨を広告その他によって発電者または需要者にお知らせいたします。ただし，緊急やむをえない場合は，この限りではありません。	（３）　当社は，低圧で受電または供給する場合で，（２）イ，ロ，ホ，ヘまたはトのときには，発電者の発電もしくは放電または需要者の電気の使用を制限し，もしくは中止し，または振替供給もしくは発電量調整供給の全部もしくは一部を中止することがあります。 なお，この場合には，当社は，あらかじめその旨を広告その他によって発電者または需要者にお知らせいたします。ただし，緊急やむをえない場合は，この限りではありません。
（４）　当社は，接続供給において，受電地点を会社間連系点とする電気に係る振替供給契約にもとづく給電指令等により，原則として30分ごとの実需給の開始時刻の１時間前以降に当該振替供給等の全部または一部を中止された場合（会社間連系点等における電気の潮流が系統安定度等にもとづき算定される運用可能な容量を超過することにともなう場合に限ります。）は，供給地点における電気の供給に系統運用上の制約がある場合を除き，当該振替供給等の中止の解除までの間，これにより生じた小売電気事業，特定送配電事業または自己等への電気の供給の用に供する電気の不足電力の補給にあてるための電気を供給いたします。	（４）　当社は，接続供給において，受電地点を会社間連系点とする電気に係る振替供給契約にもとづく給電指令等により，原則として30分ごとの実需給の開始時刻の１時間前以降に当該振替供給等の全部または一部を中止された場合（会社間連系点等における電気の潮流が系統安定度等にもとづき算定される運用可能な容量を超過することにともなう場合に限ります。）は，供給地点における電気の供給に系統運用上の制約がある場合を除き，当該振替供給等の中止の解除までの間，これにより生じた小売電気事業，特定送配電事業または自己等への電気の供給の用に供する電気の不足電力の補給にあてるための電気を供給いたします。
（５）　当社は，発電量調整供給において，（２）イ，ロ，ホ，ヘまたはトの場合で，給電指令等により，原則として30分ごとの実需給の開始時刻の１時間前以降に発電者の発電もしくは放電を制限し，または中止したときは，供給地点における電気の供給に系統運用上の制約がある場合を除き，当該発電もしくは放電の制限または中止の解除までの間，これにより生じた小売電気事業，特定送配電事業または自己等への電気の供給の用に供する電気の不足電力の補給にあてるための電気を供給いたします。ただし，発電量調整供給に係る発電設備等が調整電源に該当する場合（当該発電設備等に故障等が生じたときを除きます。）は適用いたしません。	（５）　当社は，発電量調整供給において，（２）イ，ロ，ホ，ヘまたはトの場合で，給電指令等により，原則として30分ごとの実需給の開始時刻の１時間前以降に発電者の発電もしくは放電を制限し，または中止したときは，供給地点における電気の供給に系統運用上の制約がある場合を除き，当該発電もしくは放電の制限または中止の解除までの間，これにより生じた小売電気事業，特定送配電事業または自己等への電気の供給の用に供する電気の不足電力の補給にあてるための電気を供給いたします。ただし，発電量調整供給に係る発電設備等が調整電源に該当する場合（当該発電設備等に故障等が生じたときを除きます。）は適用いたしません。
（６）　当社は，発電量調整供給において，（２）ハの場合で，給電指令等により，原則として30分ごとの実需給の開始時刻の１時間前以降に発電者の発電もしくは放電を制限し，ま	（６）　当社は，発電量調整供給において，（２）ハの場合で，給電指令等により，原則として30分ごとの実需給の開始時刻の１時間前以降に発電者の発電もしくは放電を制限し，ま

託送供給等約款新旧比較表

託送供給等約款（令和６年 10 月１日実施）	託送供給等約款（令和７年４月１日実施）
たは中止したときは，当該発電もしくは放電の制限または中止の解除までの間，これにより生じた小売電気事業，特定送配電事業または自己等への電気の供給の用に供する電気の不足電力の補給にあてるための電気を供給いたします。ただし，発電量調整供給に係る発電設備等が調整電源に該当する場合（当該発電設備等に故障等が生じたときを除きます。）は適用いたしません。	たは中止したときは，当該発電もしくは放電の制限または中止の解除までの間，これにより生じた小売電気事業，特定送配電事業または自己等への電気の供給の用に供する電気の不足電力の補給にあてるための電気を供給いたします。ただし，発電量調整供給に係る発電設備等が調整電源に該当する場合（当該発電設備等に故障等が生じたときを除きます。）は適用いたしません。
~~（７） 当社は，（２）イ，ロ，ホ，ヘ，トまたは（３）によって，発電者の発電もしくは放電を制限し，または中止した場合には，次の割引を行ない料金を算定いたします。ただし，その原因が契約者，発電契約者，発電者または需要者の責めとなる理由による場合，（２）ロの場合で，発電契約者もしくは発電者と当社が事前に調整を行なった計画的な作業（電力広域的運営推進機関送配電等業務指針の定めによって調整を行なった作業に限ります。）による制限もしくは中止のときその他あらかじめ発電者の発電もしくは放電を制限し，または中止することが明らかな場合または（２）トの場合（低圧で受電する場合を含みます。）で，電気の需給上必要となった制限もしくは中止のときは，その部分については割引いたしません。~~	
~~イ 低圧で受電する場合または高圧で受電する場合で，同時最大受電電力が500キロワット未満となるとき。~~	
~~(イ) 割 引 の 対 象~~	
~~当該受電地点の系統連系受電サービスの基本料金から系統設備効率化割引額を差し引いた金額といたします。ただし，33（料金の算定）（１）イ，ハ，ニまたはへの場合は，制限または中止の日における契約内容に応じて算定される１月の金額といたします。~~	
~~(ロ) 割 引 率~~	
~~１月中の制限し，または中止した延べ日数１日ごとに４パーセントといたします。~~	
~~(ハ) 制限または中止延べ日数の計算~~	
~~延べ日数は，１日のうち延べ１時間以上制限し，または中止した日を１日として計算いたします。~~	
~~ロ 高圧で受電する場合で，同時最大受電電力が500キロワット以上となるときまたは特別高圧で受電する場合~~	
~~(イ) 割 引 の 対 象~~	

託送供給等約款新旧比較表

託送供給等約款（令和６年 10 月１日実施）	託送供給等約款（令和７年４月１日実施）
当該受電地点の系統連系受電サービスの基本料金から系統設備効率化割引額を差し引いた金額といたします。ただし，33（料金の算定）（１）イ，ハ，ニまたはへの場合は，制限または中止の日における契約内容に応じて算定される１月の金額といたします。 (ﾛ) 割　　引　　率 １月中の制限し，または中止した延べ時間数１時間ごとに0.2パーセントといたします。 (ﾊ) 制限または中止延べ時間数の計算 延べ時間数は，１回10分以上の制限または中止の延べ時間とし，１時間未満の端数を生じた場合は，30分以上は切り上げ，30分未満は切り捨てます。 なお，制限時間については，次の算式によって修正したうえで合計いたします。 （算　　式） a　発電量調整受電電力を制限した場合 H’＝H×（D－d）／D H’＝　修正時間 H　＝　制限時間 D　＝　当該受電地点の同時最大受電電力 d　＝　制限時間中の当該受電地点の発電量調整受電電力の最大値 b　発電量調整受電電力量を制限した場合 H’＝H×（A－B）／A H’＝　修正時間 H　＝　制限時間 A　＝　制限指定時間中の当該受電地点の基準となる電力量 B　＝　制限時間中の当該受電地点の発電量調整受電電力量 c　発電量調整受電電力および発電量調整受電電力量を同時に制限した時間については，ａによる修正時間またはｂによる修正時間のいずれか大きいものによります。	

託送供給等約款新旧比較表

託送供給等約款（令和６年 10 月１日実施）	託送供給等約款（令和７年４月１日実施）
~~（８）　（７）による延べ日数または延べ時間数を計算する場合には，電気工作物の保守または増強のための工事の必要上当社が発電者に３日前までにお知らせして行なう制限または中止は，１月につき１日を限って計算に入れません。~~	
（~~９~~）　当社は，（２）または（３）によって，需要者の電気の使用を制限し，または中止した場合，これにともなう料金の減額は行ないません。	（７）　当社は，（２）または（３）によって，発電者の発電もしくは放電または需要者の電気の使用を制限し，または中止した場合，これにともなう料金の減額は行ないません。
（~~10~~）　予備送電サービスの使用を制限し，または中止した場合，これにともなう料金の減額は行ないません。	（８）　予備送電サービスの使用を制限し，または中止した場合，これにともなう料金の減額は行ないません。
（~~11~~）　当社は，（２）イの場合で，発電量調整供給に係る発電設備等に対してＮ－１電制を実施したときは，これにより生じた小売電気事業，特定送配電事業または自己等への電気の供給の用に供する電気の不足電力量（以下「Ｎ－１電制時調達不足電力量」といいます。）の調達に要した費用の実費相当額に，Ｎ－１電制が実施された発電設備等を再度起動するために要した燃料費等の費用の実費を加えた金額から，Ｎ－１電制が実施されなかったとしたときにその発電設備等がＮ－１電制時調達不足電力量を発電または放電するのに要したであろう費用に相当する金額を差し引いた金額について，電力広域的運営推進機関が認める範囲においてＮ－１電制オペレーション費用として発電契約者にお支払いいたします。	（９）　当社は，（２）イの場合で，発電量調整供給に係る発電設備等に対してＮ－１電制を実施したときは，これにより生じた小売電気事業，特定送配電事業または自己等への電気の供給の用に供する電気の不足電力量（以下「Ｎ－１電制時調達不足電力量」といいます。）の調達に要した費用の実費相当額に，Ｎ－１電制が実施された発電設備等を再度起動するために要した燃料費等の費用の実費を加えた金額から，Ｎ－１電制が実施されなかったとしたときにその発電設備等がＮ－１電制時調達不足電力量を発電または放電するのに要したであろう費用に相当する金額を差し引いた金額について，電力広域的運営推進機関が認める範囲においてＮ－１電制オペレーション費用として発電契約者にお支払いいたします。
41　契 約 超 過 金 （１）　契約者が接続送電サービス契約電力，臨時接続送電サービス契約電力または予備送電サービス契約電力をこえて電気を使用された場合には，当社の責めとなる理由による場合を除き，当社は，契約超過電力に接続送電サービスもしくは臨時接続送電サービスの該当基本料金率または予備送電サービスの該当料金率を乗じてえた金額をその１月の力率により割引または割増ししたもの（ただし，予備送電サービス契約電力をこえて電気を使用された場合は，力率による割引または割増しをいたしません。）の1.5倍に相当する金額を，契約超過金として契約者から申し受けます。 　なお，この場合，契約超過電力とは，その１月の最大需要電力等から接続送電サービス契約電力，臨時接続送電サービス契約電力または予備送電サービス契約電力を差し引いた値といたします。 　また，当社が分割接続供給を行なう供給地点において，いずれかの契約者が接続送電	**41　契 約 超 過 金** （１）　契約者が接続送電サービス契約電力，臨時接続送電サービス契約電力または予備送電サービス契約電力をこえて電気を使用された場合には，当社の責めとなる理由による場合を除き，当社は，契約超過電力に接続送電サービスもしくは臨時接続送電サービスの該当基本料金率または予備送電サービスの該当料金率を乗じてえた金額をその１月の力率により割引または割増ししたもの（ただし，予備送電サービス契約電力をこえて電気を使用された場合は，力率による割引または割増しをいたしません。）の1.5倍に相当する金額を，契約超過金として契約者から申し受けます。 　なお，この場合，契約超過電力とは，その１月の最大需要電力等から接続送電サービス契約電力，臨時接続送電サービス契約電力または予備送電サービス契約電力を差し引いた値といたします。 　また，当社が分割接続供給を行なう供給地点において，いずれかの契約者が接続送電

託送供給等約款新旧比較表

託送供給等約款（令和６年 10 月１日実施）	託送供給等約款（令和７年４月１日実施）
サービス契約電力，臨時接続送電サービス契約電力または予備送電サービス契約電力をこえて当社のサービスを利用された場合は，それぞれの契約者に係る接続送電サービス，臨時接続送電サービスまたは予備送電サービスにおける契約超過金とあわせて，33（料金の算定）(10)，(11)または(12)にもとづき料金の調整を行なうために，１供給地点につき，１接続送電サービス，１臨時接続送電サービスまたは１予備送電サービスを適用したときの契約超過金を算定し，それぞれの契約者に係る接続送電サービス，臨時接続送電サービスまたは予備送電サービスにおける契約超過金の合計と，１供給地点につき，１接続送電サービス，１臨時接続送電サービスまたは１予備送電サービスを適用した場合における契約超過金との間に差が生ずるときは，33（料金の算定）(10)，(11)または(12)に準じて契約超過金の調整を~~実施いたします~~。	サービス契約電力，臨時接続送電サービス契約電力または予備送電サービス契約電力をこえて当社のサービスを利用された場合は，それぞれの契約者に係る接続送電サービス，臨時接続送電サービスまたは予備送電サービスにおける契約超過金とあわせて，33（料金の算定）(10)，(11)または(12)にもとづき料金の調整を行なうために，１供給地点につき，１接続送電サービス，１臨時接続送電サービスまたは１予備送電サービスを適用したときの契約超過金を算定し，それぞれの契約者に係る接続送電サービス，臨時接続送電サービスまたは予備送電サービスにおける契約超過金の合計と，１供給地点につき，１接続送電サービス，１臨時接続送電サービスまたは１予備送電サービスを適用した場合における契約超過金との間に差が生ずるときは，33（料金の算定）(10)，(11)または(12)に準じて契約超過金の調整を行ないます。
（２） 発電者が同時最大受電電力をこえて発電または放電された場合には，当社の責めとなる理由による場合を除き，当社は，契約超過受電電力に系統連系受電サービスの基本料金率を乗じてえた金額の1.5倍に相当する金額を，契約超過金として発電者から申し受けます。	（２） 発電者が同時最大受電電力をこえて発電または放電された場合には，当社の責めとなる理由による場合を除き，当社は，契約超過受電電力に系統連系受電サービスの基本料金率を乗じてえた金額の1.5倍に相当する金額を，契約超過金として発電者から申し受けます。
なお，この場合，契約超過受電電力は，次によって受電地点ごとに，発電バランシンググループごとに定めます。	なお，この場合，契約超過受電電力は，次によって受電地点ごとに，発電バランシンググループごとに定めます。
イ 発電場所が１発電バランシンググループに属している場合	イ 発電場所が１発電バランシンググループに属している場合
(ｲ) 同時最大受電電力が発電設備等に係る供給地点の接続送電サービス契約電力（発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は，１接続送電サービスを適用したときのその１月の接続送電サービス契約電力といたします。）を上回る場合または発電設備等に係る供給地点において電灯定額接続送電サービスが適用されている場合 その１月の最大連系電力等から同時最大受電電力を差し引いた値といたします。	(ｲ) 同時最大受電電力が発電設備等に係る供給地点の接続送電サービス契約電力（発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は，１接続送電サービスを適用したときのその１月の接続送電サービス契約電力といたします。）を上回る場合または発電設備等に係る供給地点において電灯定額接続送電サービスが適用されている場合 その１月の最大連系電力等から同時最大受電電力を差し引いた値といたします。
(ﾛ) 同時最大受電電力が発電設備等に係る供給地点の接続送電サービス契約電力（発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は，１接続送電サービスを適用したときのその１月の接続送電サービス契約電力といたします。）を下回る場合 その１月の最大連系電力等から発電設備等に係る供給地点の接続送電サービス契約電力（発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は，	(ﾛ) 同時最大受電電力が発電設備等に係る供給地点の接続送電サービス契約電力（発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は，１接続送電サービスを適用したときのその１月の接続送電サービス契約電力といたします。）を下回る場合 その１月の最大連系電力等から発電設備等に係る供給地点の接続送電サービス契約電力（発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は，

託送供給等約款新旧比較表

託送供給等約款（令和６年 10 月１日実施）	託送供給等約款（令和７年４月１日実施）
１接続送電サービスを適用したときのその１月の接続送電サービス契約電力といたします。）を差し引いた値といたします。ただし，差し引いた値が零を下回る場合は，契約超過金を申し受けません。	１接続送電サービスを適用したときのその１月の接続送電サービス契約電力といたします。）を差し引いた値といたします。ただし，差し引いた値が零を下回る場合は，契約超過金を申し受けません。
ロ　発電場所が複数の発電バランシンググループに属している場合	ロ　発電場所が複数の発電バランシンググループに属している場合
(ｲ)　同時最大受電電力が発電設備等に係る供給地点の接続送電サービス契約電力（発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は，１接続送電サービスを適用したときのその１月の接続送電サービス契約電力といたします。）を上回る場合または発電設備等に係る供給地点において電灯定額接続送電サービスが適用されている場合 発電バランシンググループごとの契約超過受電電力は，その１月の最大連系電力等を契約受電電力の比であん分してえた値から同時最大受電電力を契約受電電力の比であん分してえた値を差し引いた値といたします。	(ｲ)　同時最大受電電力が発電設備等に係る供給地点の接続送電サービス契約電力（発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は，１接続送電サービスを適用したときのその１月の接続送電サービス契約電力といたします。）を上回る場合または発電設備等に係る供給地点において電灯定額接続送電サービスが適用されている場合 発電バランシンググループごとの契約超過受電電力は，その１月の最大連系電力等を契約受電電力の比であん分してえた値から同時最大受電電力を契約受電電力の比であん分してえた値を差し引いた値といたします。
(ﾛ)　同時最大受電電力が発電設備等に係る供給地点の接続送電サービス契約電力（発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は，１接続送電サービスを適用したときのその１月の接続送電サービス契約電力といたします。）を下回る場合 発電バランシンググループごとの契約超過受電電力は，その１月の最大連系電力等を契約受電電力の比であん分してえた値から発電設備等に係る供給地点のその１月の接続送電サービス契約電力（発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は，１接続送電サービスを適用したときのその１月の接続送電サービス契約電力といたします。）を契約受電電力の比であん分してえた値を差し引いた値といたします。ただし，差し引いた値が零を下回る場合は，契約超過金を申し受けません。	(ﾛ)　同時最大受電電力が発電設備等に係る供給地点の接続送電サービス契約電力（発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は，１接続送電サービスを適用したときのその１月の接続送電サービス契約電力といたします。）を下回る場合 発電バランシンググループごとの契約超過受電電力は，その１月の最大連系電力等を契約受電電力の比であん分してえた値から発電設備等に係る供給地点のその１月の接続送電サービス契約電力（発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は，１接続送電サービスを適用したときのその１月の接続送電サービス契約電力といたします。）を契約受電電力の比であん分してえた値を差し引いた値といたします。ただし，差し引いた値が零を下回る場合は，契約超過金を申し受けません。
ハ　イおよびロにおいて，契約超過受電電力の算定上，次のものについても接続送電サービス契約電力１キロワットとみなします。	ハ　イおよびロにおいて，契約超過受電電力の算定上，次のものについても接続送電サービス契約電力１キロワットとみなします。
(ｲ)　臨時接続送電サービス契約電力（発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は，１臨時接続送電サービスを適用したときの臨時接続送電サービス契約電力といたします。）１キロワット	(ｲ)　臨時接続送電サービス契約電力（発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は，１臨時接続送電サービスを適用したときの臨時接続送電サービス契約電力といたします。）１キロワット
(ﾛ)　接続送電サービス契約電流または臨時接続送電サービス契約電流10アンペア	(ﾛ)　接続送電サービス契約電流または臨時接続送電サービス契約電流10アンペア

託送供給等約款新旧比較表

託送供給等約款（令和６年 10 月１日実施）	託送供給等約款（令和７年４月１日実施）
ただし，接続送電サービス契約電流が５アンペアの場合は，0.5キロワットとみなし，15アンペアの場合は，1.5キロワットとみなします。	ただし，接続送電サービス契約電流が５アンペアの場合は，0.5キロワットとみなし，15アンペアの場合は，1.5キロワットとみなします。
㈠　接続送電サービス契約容量または臨時接続送電サービス契約容量１キロボルトアンペア	㈠　接続送電サービス契約容量または臨時接続送電サービス契約容量１キロボルトアンペア
㈡　電灯臨時定額接続送電サービスにおける契約負荷設備の総容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，各契約負荷設備ごとに別表４〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）１キロボルトアンペア ただし，電灯臨時定額接続送電サービスにおける契約負荷設備の総容量の端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。	㈡　電灯臨時定額接続送電サービスにおける契約負荷設備の総容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，各契約負荷設備ごとに別表４〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）１キロボルトアンペア ただし，電灯臨時定額接続送電サービスにおける契約負荷設備の総容量の端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。
㈢　附則４（揚水発電設備等が設置された需要場所に接続供給を行なう場合の特別措置）の適用を受けている場合の接続供給課金対象電力（揚水発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は，１接続送電サービスまたは１臨時接続送電サービスを適用したときの接続供給課金対象電力といたします。）１キロワット	㈢　附則４（揚水発電設備等が設置された需要場所に接続供給を行なう場合の特別措置）の適用を受けている場合の接続供給課金対象電力（揚水発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は，１接続送電サービスまたは１臨時接続送電サービスを適用したときの接続供給課金対象電力といたします。）１キロワット
（３）　契約超過金の支払期日および支払方法については，次のとおりといたします。	（３）　契約超過金の支払期日および支払方法については，次のとおりといたします。
イ　契約者の場合	イ　契約者の場合
契約電力をこえて電気を使用された月の検針日が供給側料金算定日となる日程等別料金（該当する日程等別料金がない場合は，供給側料金算定日が直後の日程等別料金といたします。）の支払期日までに，原則として，その日程等別料金とあわせて支払っていただきます。	契約電力をこえて電気を使用された月の検針日が供給側料金算定日となる日程等別料金（該当する日程等別料金がない場合は，供給側料金算定日が直後の日程等別料金といたします。）の支払期日までに，原則として，その日程等別料金とあわせて支払っていただきます。
ロ　発電者の場合	ロ　発電者の場合
同時最大受電電力をこえて発電または放電された月の検針日が受電側料金算定日となる系統連系受電サービス料金（該当する系統連系受電サービス料金がない場合は，受電側料金算定日が直後の系統連系受電サービス料金といたします。）の支払期日までに，原則として，その系統連系受電サービス料金とあわせて支払っていただきます。	同時最大受電電力をこえて発電または放電された月の検針日が受電側料金算定日となる系統連系受電サービス料金（該当する系統連系受電サービス料金がない場合は，受電側料金算定日が直後の系統連系受電サービス料金といたします。）の支払期日までに，原則として，その系統連系受電サービス料金とあわせて支払っていただきます。

託送供給等約款新旧比較表

託送供給等約款（令和６年 10 月１日実施）	託送供給等約款（令和７年４月１日実施）
Ⅵ　契約の変更および終了	**Ⅵ　契約の変更および終了**
51　契 約 の 変 更	51　契 約 の 変 更
（１）　接続供給契約，振替供給契約，発電量調整供給契約，系統連系受電契約または需要抑制量調整供給契約の内容に変更が生じる場合は，Ⅱ（契約の申込み）に定める新たに接続供給契約，振替供給契約，発電量調整供給契約，系統連系受電契約または需要抑制量調整供給契約を希望される場合に準じて接続供給契約，振替供給契約，発電量調整供給契約，系統連系受電契約または需要抑制量調整供給契約を変更するものとし，すみやかに当社に変更を申し出ていただきます。	（１）　接続供給契約，振替供給契約，発電量調整供給契約，系統連系受電契約または需要抑制量調整供給契約の内容に変更が生じる場合は，Ⅱ（契約の申込み）に定める新たに接続供給契約，振替供給契約，発電量調整供給契約，系統連系受電契約または需要抑制量調整供給契約を希望される場合に準じて接続供給契約，振替供給契約，発電量調整供給契約，系統連系受電契約または需要抑制量調整供給契約を変更するものとし，すみやかに当社に変更を申し出ていただきます。
（２）　契約電力等，契約受電電力または同時最大受電電力の減少を希望される場合の（１）による契約の変更は，次のとおりといたします。 ただし，当社の供給設備を同一条件で継続して利用または反復して利用されることが想定されるにもかかわらず，発電契約者から，発電設備等の検査，補修，休止等の理由により契約受電電力または同時最大受電電力の減少の申出がある場合は，正当な理由がない限り，契約受電電力または同時最大受電電力の減少はできないものといたします。	（２）　契約電力等，契約受電電力または同時最大受電電力の減少を希望される場合の（１）による契約の変更は，次のとおりといたします。 ただし，当社の供給設備を同一条件で継続して利用または反復して利用されることが想定されるにもかかわらず，発電契約者から，発電設備等の検査，補修，休止等の理由により契約受電電力または同時最大受電電力の減少の申出がある場合は，正当な理由がない限り，契約受電電力または同時最大受電電力の減少はできないものといたします。
イ　契約者または発電契約者は，あらかじめ契約電力等，契約受電電力または同時最大受電電力の減少希望日を定めて，当社に申し出ていただきます。この場合，当社は，原則として，契約者または発電契約者が申し出た契約電力等，契約受電電力または同時最大受電電力の減少希望日に契約電力等，契約受電電力または同時最大受電電力を減少させるための適当な処置を行ないます。	イ　契約者または発電契約者は，あらかじめ契約電力等，契約受電電力または同時最大受電電力の減少希望日を定めて，当社に申し出ていただきます。この場合，当社は，原則として，契約者または発電契約者が申し出た契約電力等，契約受電電力または同時最大受電電力の減少希望日に契約電力等，契約受電電力または同時最大受電電力を減少させるための適当な処置を行ないます。
ロ　契約電力等，契約受電電力または同時最大受電電力は，次の場合を除き，契約者または発電契約者が当社に申し出た減少希望日に減少いたします。	ロ　契約電力等，契約受電電力または同時最大受電電力は，次の場合を除き，契約者または発電契約者が当社に申し出た減少希望日に減少いたします。
(ｲ)　当社が契約者または発電契約者からの申出を減少希望日の翌日以降に受けた場合は，申出を受けた日に契約電力等，契約受電電力または同時最大受電電力が減少したものといたします。	(ｲ)　当社が契約者または発電契約者からの申出を減少希望日の翌日以降に受けた場合は，申出を受けた日に契約電力等，契約受電電力または同時最大受電電力が減少したものといたします。
(ﾛ)　当社の責めとならない理由（非常変災等の場合を除きます。）により契約電力等，契約受電電力または同時最大受電電力を減少させるための処置ができない場合は，	(ﾛ)　当社の責めとならない理由（非常変災等の場合を除きます。）により契約電力等，契約受電電力または同時最大受電電力を減少させるための処置ができない場合は，

託送供給等約款新旧比較表

託送供給等約款（令和６年 10 月１日実施）	託送供給等約款（令和７年４月１日実施）
契約電力等，契約受電電力または同時最大受電電力を減少させるための処置が可能となった日に減少するものといたします。	契約電力等，契約受電電力または同時最大受電電力を減少させるための処置が可能となった日に減少するものといたします。
（３） 低圧で供給する場合で，需要者が小売電気事業者の変更を希望され，契約者が接続供給契約を変更するときの（１）による接続供給契約の変更は，次のとおりといたします。	（３） 低圧で供給する場合で，需要者が小売電気事業者の変更を希望され，契約者が接続供給契約を変更するときの（１）による接続供給契約の変更は，次のとおりといたします。
イ 需要者への電気の供給を廃止される契約者は，あらかじめ当該需要者に係る供給地点への託送供給の廃止希望日を定めて，当社に申し出ていただきます。ただし，廃止申込みがロの開始申込みより先だって行なわれた場合で，当該需要者への電気の供給を新たに開始される契約者からの当該供給地点への託送供給の開始の申込みが廃止希望日の２暦日前から起算して８営業日前の日の１暦日前（記録型計量器を取り付けている場合は廃止希望日の２暦日前から起算して１営業日前の日の１暦日前といたします。）までに行なわれなかったときには，当社は，当該廃止申込みの承諾を取り消します。	イ 需要者への電気の供給を廃止される契約者は，あらかじめ当該需要者に係る供給地点への託送供給の廃止希望日を定めて，当社に申し出ていただきます。ただし，廃止申込みがロの開始申込みより先だって行なわれた場合で，当該需要者への電気の供給を新たに開始される契約者からの当該供給地点への託送供給の開始の申込みが廃止希望日の２暦日前から起算して８営業日前の日の１暦日前（記録型計量器を取り付けている場合は廃止希望日の２暦日前から起算して１営業日前の日の１暦日前といたします。）までに行なわれなかったときには，当社は，当該廃止申込みの承諾を取り消します。
また，廃止日は，当該供給地点への電気の供給を新たに開始される契約者が当社と定めた開始日と同一の日といたします。	また，廃止日は，当該供給地点への電気の供給を新たに開始される契約者が当社と定めた開始日と同一の日といたします。
ロ 需要者への電気の供給を新たに開始される契約者は，あらかじめ当該需要者に係る供給地点への託送供給の開始希望日を定めて，当社に申し出ていただきます。この場合，当社は，契約者と協議のうえ開始日を定めます。ただし，開始申込みが廃止申込みより先だって行なわれた場合で，当該需要者への電気の供給を廃止される契約者からの当該供給地点への託送供給の廃止の申込みが開始希望日の２暦日前から起算して８営業日前の日の１暦日前（記録型計量器を取り付けている場合は廃止希望日の２暦日前から起算して１営業日前の日の１暦日前といたします。）までに行なわれなかったときには，当社は，当該開始申込みの承諾を取り消します。	ロ 需要者への電気の供給を新たに開始される契約者は，あらかじめ当該需要者に係る供給地点への託送供給の開始希望日を定めて，当社に申し出ていただきます。この場合，当社は，契約者と協議のうえ開始日を定めます。ただし，開始申込みが廃止申込みより先だって行なわれた場合で，当該需要者への電気の供給を廃止される契約者からの当該供給地点への託送供給の廃止の申込みが開始希望日の２暦日前から起算して８営業日前の日の１暦日前（記録型計量器を取り付けている場合は廃止希望日の２暦日前から起算して１営業日前の日の１暦日前といたします。）までに行なわれなかったときには，当社は，当該開始申込みの承諾を取り消します。
ハ イおよびロにおける営業日は，当社が定めるものとし，契約者にお知らせいたします。	ハ イおよびロにおける営業日は，当社が定めるものとし，契約者にお知らせいたします。
（４） 分割接続供給の場合で，いずれかの契約者に係る接続供給契約の内容に変更が生ずるときは，あらかじめ双方の契約者で協議のうえ，すみやかに当社に変更を申し出ていただきます。	（４） 分割接続供給の場合で，いずれかの契約者に係る接続供給契約の内容に変更が生ずるときは，あらかじめ双方の契約者で協議のうえ，すみやかに当社に変更を申し出ていただきます。
なお，分割接続供給に係る接続供給契約の開始または変更後１年に満たない場合，９（検討および契約の申込み）（４）イ(ヲ) ａ，ｂおよびｄの事項の変更はできないものとい	なお，分割接続供給に係る接続供給契約の開始または変更後１年に満たない場合，９（検討および契約の申込み）（４）イ(ヲ) ａ，ｂおよびｄの事項の変更はできないものとい

託送供給等約款新旧比較表

託送供給等約款（令和６年 10 月１日実施）	託送供給等約款（令和７年４月１日実施）
たします。	たします。
（５） 需要抑制量調整供給契約の場合で，需要者が電力需給に関する契約等を締結している契約者を変更されたときは，需要抑制契約者からの申出がない場合であっても，当社は，需要者の需要場所に係る需要抑制量調整供給を終了させるための処置を行なうことがあります。 なお，この場合には，当社が当該需要場所に係る需要抑制量調整供給を終了させるための処置を行なった日に需要抑制量調整供給契約は変更され，または消滅するものといたします。	（５） 需要抑制量調整供給契約の場合で，需要者が電力需給に関する契約等を締結している契約者を変更されたときは，需要抑制契約者からの申出がない場合であっても，当社は，需要者の需要場所に係る需要抑制量調整供給を終了させるための処置を行なうことがあります。 なお，この場合には，当社が当該需要場所に係る需要抑制量調整供給を終了させるための処置を行なった日に需要抑制量調整供給契約は変更され，または消滅するものといたします。
	（６） 混雑緩和希望者提起による系統増強プロセス（以下「混雑緩和プロセス」といいます。）により供給設備の変更を希望される場合で，発電契約者が発電量調整供給契約を変更するときの（１）による発電量調整供給契約の変更は，次のとおりといたします。 イ 事前照会の申込み (ｲ) 発電契約者は，混雑緩和プロセスの概要検討（以下「概要検討」といいます。）の申込みに先だち，当社所定の様式により，混雑緩和プロセスの事前照会（以下「事前照会」といいます。）の申込みをしていただきます。 (ﾛ) 当社は，原則として事前照会の申込みから２月以内に検討結果をお知らせいたします。 ロ 概要検討の申込み (ｲ) 発電契約者は，混雑緩和プロセス開始の申込みに先だち，当社所定の様式により，イ(ﾛ)の検討結果をお知らせした日から２月以内に概要検討の申込みをしていただきます。 (ﾛ) 当社は，原則として概要検討の申込みから３月以内に検討結果をお知らせいたします。 (ﾊ) 当社は，１受電地点１検討につき22万円を調査料として，概要検討の申込み時に発電契約者から申し受けます。 ハ 混雑緩和プロセス開始の申込み 発電契約者が混雑緩和プロセスを希望される場合で，電力広域的運営推進機関送配電等業務指針に定める混雑緩和プロセスに関する保証金（以下「混雑緩和プロセスに関する保証金」といい，その金額は電力広域的運営推進機関業務規程に定める方法に

託送供給等約款新旧比較表

託送供給等約款（令和６年 10 月１日実施）	託送供給等約款（令和７年４月１日実施）
	より算定いたします。）を要するときは，混雑緩和プロセスに関する保証金をお支払いいただき，ロ(ﾛ)の検討結果をお知らせした日から１月以内に混雑緩和プロセス開始の申込みをしていただきます。 なお，発電契約者が追加混雑緩和希望者の募集が開始された混雑緩和プロセスへ参加を希望される場合で，混雑緩和プロセスに関する保証金を要するときは，混雑緩和プロセスに関する保証金をお支払いいただき，募集開始日から２月以内に応募をしていただきます。 また，混雑緩和プロセスにもとづき工事費負担金補償金を定める場合は，当社と工事費負担金の補償に関する契約を締結していただきます。
54　供給開始後の契約の消滅または変更にともなう料金および工事費の精算 （１）　次の場合には，当社は，接続供給契約の消滅または変更の日に料金および工事費を契約者に，発電量調整供給契約の消滅または変更の日に料金および工事費を発電契約者に，それぞれ精算していただきます。 なお，この場合は，受電地点または供給地点ごとに精算するものといたします。ただし，分割接続供給の場合は，供給地点に係る接続供給契約ごとに精算するものといたします。 イ　接続供給の場合 (ｲ)　低圧で供給する場合 a　契約者が接続送電サービス契約電力，接続送電サービス契約電流または接続送電サービス契約容量を新たに設定し，または増加された後１年に満たないでこれを消滅させる場合は，それまでの期間の接続送電サービス料金について，さかのぼって，新たに設定し，または増加された接続送電サービス契約電力，接続送電サービス契約電流または接続送電サービス契約容量分につき，電灯標準接続送電サービス，電灯時間帯別接続送電サービスまたは電灯従量接続送電サービスの適用を受けていた場合は該当料金の10パーセントを割増ししたものを適用し，動力標準接続送電サービス，動力時間帯別接続送電サービスまたは動力従量接続送電サービスの適用を受けていた場合は該当料金の20パーセントを割増ししたものを適用いたします。	54　供給開始後の契約の消滅または変更にともなう料金および工事費の精算 （１）　次の場合には，当社は，接続供給契約の消滅または変更の日に料金および工事費を契約者に，発電量調整供給契約の消滅または変更の日に料金および工事費を発電契約者に，それぞれ精算していただきます。 なお，この場合は，受電地点または供給地点ごとに精算するものといたします。ただし，分割接続供給の場合は，供給地点に係る接続供給契約ごとに精算するものといたします。 イ　接続供給の場合 (ｲ)　低圧で供給する場合 a　契約者が接続送電サービス契約電力，接続送電サービス契約電流または接続送電サービス契約容量を新たに設定し，または増加された後１年に満たないでこれを消滅させる場合は，それまでの期間の接続送電サービス料金について，さかのぼって，新たに設定し，または増加された接続送電サービス契約電力，接続送電サービス契約電流または接続送電サービス契約容量分につき，電灯標準接続送電サービス，電灯時間帯別接続送電サービスまたは電灯従量接続送電サービスの適用を受けていた場合は該当料金の10パーセントを割増ししたものを適用し，動力標準接続送電サービス，動力時間帯別接続送電サービスまたは動力従量接続送電サービスの適用を受けていた場合は該当料金の20パーセントを割増ししたものを適用いたします。

託送供給等約款新旧比較表

託送供給等約款（令和６年 10 月１日実施）	託送供給等約款（令和７年４月１日実施）
また，当社は，契約者が接続送電サービス契約電力，接続送電サービス契約電流または接続送電サービス契約容量を新たに設定し，または増加されたことにともない新たに施設した供給設備について，73（臨時工事費）の臨時工事費として算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額を~~申し受けます~~。	また，当社は，契約者が接続送電サービス契約電力，接続送電サービス契約電流または接続送電サービス契約容量を新たに設定し，または増加されたことにともない新たに施設した供給設備について，73（臨時工事費）の臨時工事費として算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額を精算いたします。
なお，増加後に消滅させる場合には，それぞれの接続供給電力量は，接続送電サービス契約電力，接続送電サービス契約電流または接続送電サービス契約容量の増加分と残余分の比であん分したものといたします。	なお，増加後に消滅させる場合には，それぞれの接続供給電力量は，接続送電サービス契約電力，接続送電サービス契約電流または接続送電サービス契約容量の増加分と残余分の比であん分したものといたします。
b　契約者が接続送電サービス契約電力，接続送電サービス契約電流または接続送電サービス契約容量を新たに設定し，または増加された後１年に満たないでこれを減少しようとされる場合は，それまでの期間の接続送電サービス料金について，さかのぼって，減少される接続送電サービス契約電力，接続送電サービス契約電流または接続送電サービス契約容量分につき，電灯標準接続送電サービス，電灯時間帯別接続送電サービスまたは電灯従量接続送電サービスの適用を受けていた場合は該当料金の10パーセントを割増ししたものを適用し，動力標準接続送電サービス，動力時間帯別接続送電サービスまたは動力従量接続送電サービスの適用を受けていた場合は該当料金の20パーセントを割増ししたものを適用いたします。	b　契約者が接続送電サービス契約電力，接続送電サービス契約電流または接続送電サービス契約容量を新たに設定し，または増加された後１年に満たないでこれを減少しようとされる場合は，それまでの期間の接続送電サービス料金について，さかのぼって，減少される接続送電サービス契約電力，接続送電サービス契約電流または接続送電サービス契約容量分につき，電灯標準接続送電サービス，電灯時間帯別接続送電サービスまたは電灯従量接続送電サービスの適用を受けていた場合は該当料金の10パーセントを割増ししたものを適用し，動力標準接続送電サービス，動力時間帯別接続送電サービスまたは動力従量接続送電サービスの適用を受けていた場合は該当料金の20パーセントを割増ししたものを適用いたします。
また，当社の供給設備のうち接続送電サービス契約電力，接続送電サービス契約電流または接続送電サービス契約容量の減少に見合う部分について，73（臨時工事費）の臨時工事費として算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額を~~申し受けます~~。	また，当社の供給設備のうち接続送電サービス契約電力，接続送電サービス契約電流または接続送電サービス契約容量の減少に見合う部分について，73（臨時工事費）の臨時工事費として算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額を精算いたします。
なお，この場合には，それぞれの接続供給電力量は，接続送電サービス契約電力，接続送電サービス契約電流または接続送電サービス契約容量の減少分と残余分の比であん分したものといたします。	なお，この場合には，それぞれの接続供給電力量は，接続送電サービス契約電力，接続送電サービス契約電流または接続送電サービス契約容量の減少分と残余分の比であん分したものといたします。
c　当社が将来の需要等を考慮して供給設備を常置する場合は，ａおよびｂにかかわらず精算いたしません。	c　当社が将来の需要等を考慮して供給設備を常置する場合は，ａおよびｂにかかわらず精算いたしません。
d　電灯定額接続送電サービスの適用を受ける場合の料金および工事費の精算は，ａ，ｂおよびｃに準ずるものといたします。	d　電灯定額接続送電サービスの適用を受ける場合の料金および工事費の精算は，ａ，ｂおよびｃに準ずるものといたします。
(ﾛ)　高圧または特別高圧で供給する場合	(ﾛ)　高圧または特別高圧で供給する場合

託送供給等約款新旧比較表

託送供給等約款（令和６年 10 月１日実施）	託送供給等約款（令和７年４月１日実施）
a　契約者が接続送電サービス契約電力または予備送電サービス契約電力を新たに設定し，または増加された後１年に満たないでこれを消滅させる場合は，それまでの期間の接続送電サービス料金または予備送電サービス料金について，さかのぼって，新たに設定し，または増加された契約電力分につき該当料金の20パーセントを割増ししたものを適用いたします。また，当社は，契約者が接続送電サービス契約電力を新たに設定し，または増加されたことにともない新たに施設した供給設備について，73（臨時工事費）の臨時工事費として算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額を~~申し受けます~~。 なお，増加後に消滅させる場合には，それぞれの接続供給電力量は，接続送電サービス契約電力の増加分と残余分の比であん分したものといたします。	a　契約者が接続送電サービス契約電力または予備送電サービス契約電力を新たに設定し，または増加された後１年に満たないでこれを消滅させる場合は，それまでの期間の接続送電サービス料金または予備送電サービス料金について，さかのぼって，新たに設定し，または増加された契約電力分につき該当料金の20パーセントを割増ししたものを適用いたします。また，当社は，契約者が接続送電サービス契約電力または予備送電サービス契約電力を新たに設定し，または増加されたことにともない新たに施設した供給設備について，73（臨時工事費）の臨時工事費として算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額を精算いたします。 なお，増加後に消滅させる場合には，それぞれの接続供給電力量は，接続送電サービス契約電力の増加分と残余分の比であん分したものといたします。
b　契約者が接続送電サービス契約電力または予備送電サービス契約電力を新たに設定し，または増加された後１年に満たないでこれを減少しようとされる場合は，それまでの期間の接続送電サービス料金または予備送電サービス料金について，さかのぼって，減少契約電力分につき該当料金の20パーセントを割増ししたものを適用いたします。また，当社の供給設備のうち接続送電サービス契約電力または予備送電サービス契約電力の減少に見合う部分について，73（臨時工事費）の臨時工事費として算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額を~~申し受けます~~。 なお，この場合には，それぞれの接続供給電力量は，接続送電サービス契約電力の減少分と残余分の比であん分したものといたします。	b　契約者が接続送電サービス契約電力または予備送電サービス契約電力を新たに設定し，または増加された後１年に満たないでこれを減少しようとされる場合は，それまでの期間の接続送電サービス料金または予備送電サービス料金について，さかのぼって，減少契約電力分につき該当料金の20パーセントを割増ししたものを適用いたします。また，当社の供給設備のうち接続送電サービス契約電力または予備送電サービス契約電力の減少に見合う部分について，73（臨時工事費）の臨時工事費として算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額を精算いたします。 なお，この場合には，それぞれの接続供給電力量は，接続送電サービス契約電力の減少分と残余分の比であん分したものといたします。
c　分割接続供給の場合は，ａおよびｂにかかわらず，次のとおりといたします。 (a)　契約者が，１供給地点につき，１接続送電サービスまたは１予備送電サービスを適用した場合の接続送電サービス契約電力または予備送電サービス契約電力を新たに設定し，または増加された後１年に満たないでこれを消滅させる場合は，それまでの期間の双方の契約者に係る接続送電サービス料金または予備送電サービス料金および１供給地点につき，１接続送電サービスまたは１予備送電サービスを適用した場合の接続送電サービス料金または予備送電サービス料金について，さかのぼって，新たに設定し，または増加された契約電力分に	c　分割接続供給の場合は，ａおよびｂにかかわらず，次のとおりといたします。 (a)　契約者が，１供給地点につき，１接続送電サービスまたは１予備送電サービスを適用した場合の接続送電サービス契約電力または予備送電サービス契約電力を新たに設定し，または増加された後１年に満たないでこれを消滅させる場合は，それまでの期間の双方の契約者に係る接続送電サービス料金または予備送電サービス料金および１供給地点につき，１接続送電サービスまたは１予備送電サービスを適用した場合の接続送電サービス料金または予備送電サービス料金について，さかのぼって，新たに設定し，または増加された契約電力分に

託送供給等約款新旧比較表

託送供給等約款（令和６年 10 月１日実施）	託送供給等約款（令和７年４月１日実施）
つき該当料金の20パーセントを割増ししたものを適用いたします。また，当社は，契約者が，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービス契約電力を新たに設定し，または増加されたことにともない新たに施設した供給設備について，73（臨時工事費）の臨時工事費として算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額を，双方の契約者と当社との協議によって，一方または双方の契約者~~から申し受けます~~。	つき該当料金の20パーセントを割増ししたものを適用いたします。また，当社は，契約者が，１供給地点につき，１接続送電サービス<u>または１予備送電サービス</u>を適用した場合の接続送電サービス契約電力<u>または予備送電サービス契約電力</u>を新たに設定し，または増加されたことにともない新たに施設した供給設備について，73（臨時工事費）の臨時工事費として算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額を，双方の契約者と当社との協議によって，一方または双方の契約者<u>と精算いたします</u>。
なお，増加後に消滅させる場合には，それぞれの接続供給電力量は，接続送電サービス契約電力の増加分と残余分の比であん分したものといたします。	なお，増加後に消滅させる場合には，それぞれの接続供給電力量は，接続送電サービス契約電力の増加分と残余分の比であん分したものといたします。
(b)　契約者が，１供給地点につき，１接続送電サービスまたは１予備送電サービスを適用した場合の接続送電サービス契約電力または予備送電サービス契約電力を新たに設定し，または増加された後１年に満たないでこれを減少しようとされる場合は，それまでの期間の双方の契約者に係る接続送電サービス料金または予備送電サービス料金および１供給地点につき，１接続送電サービスまたは１予備送電サービスを適用した場合の接続送電サービス料金または予備送電サービス料金について，さかのぼって，減少契約電力分につき該当料金の20パーセントを割増ししたものを適用いたします。また，当社の供給設備のうち，１供給地点につき，１接続送電サービスまたは１予備送電サービスを適用した場合の接続送電サービス契約電力または予備送電サービス契約電力の減少に見合う部分について，73（臨時工事費）の臨時工事費として算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額を，双方の契約者と当社との協議によって，一方または双方の契約者~~から申し受けます~~。	(b)　契約者が，１供給地点につき，１接続送電サービスまたは１予備送電サービスを適用した場合の接続送電サービス契約電力または予備送電サービス契約電力を新たに設定し，または増加された後１年に満たないでこれを減少しようとされる場合は，それまでの期間の双方の契約者に係る接続送電サービス料金または予備送電サービス料金および１供給地点につき，１接続送電サービスまたは１予備送電サービスを適用した場合の接続送電サービス料金または予備送電サービス料金について，さかのぼって，減少契約電力分につき該当料金の20パーセントを割増ししたものを適用いたします。また，当社の供給設備のうち，１供給地点につき，１接続送電サービスまたは１予備送電サービスを適用した場合の接続送電サービス契約電力または予備送電サービス契約電力の減少に見合う部分について，73（臨時工事費）の臨時工事費として算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額を，双方の契約者と当社との協議によって，一方または双方の契約者<u>と精算いたします</u>。
なお，この場合には，それぞれの接続供給電力量は，接続送電サービス契約電力の減少分と残余分の比であん分したものといたします。	なお，この場合には，それぞれの接続供給電力量は，接続送電サービス契約電力の減少分と残余分の比であん分したものといたします。
(c)　(a)または(b)で料金の精算を行なう場合で，それぞれの契約者に係る接続送電サービス料金の合計と，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービス料金との間に差が生ずるときは，33（料金の算定）(10)に準じて接続送電サービス料金の調整を行ない，それぞれの契約者に係る予備送電サービス料金の合計と，１供給地点につき，１予備送電サービスを適用し	(c)　(a)または(b)で料金の精算を行なう場合で，それぞれの契約者に係る接続送電サービス料金の合計と，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービス料金との間に差が生ずるときは，33（料金の算定）(10)に準じて接続送電サービス料金の調整を行ない，それぞれの契約者に係る予備送電サービス料金の合計と，１供給地点につき，１予備送電サービスを適用し

託送供給等約款新旧比較表

託送供給等約款（令和６年 10 月１日実施）	託送供給等約款（令和７年４月１日実施）
た場合の予備送電サービス料金との間に差が生ずるときは，33（料金の算定）(12)に準じて予備送電サービス料金の調整を行ないます。	た場合の予備送電サービス料金との間に差が生ずるときは，33（料金の算定）(12)に準じて予備送電サービス料金の調整を行ないます。
(ﾊ)　19（接続送電サービス）（２）イ(ｲ)によって接続送電サービス契約電力を定める契約者（19〔接続送電サービス〕（２）ニで需要者の発電設備の検査，補修または事故〔停電による停止等を含みます。〕により生じた不足電力の補給にあてるための電気の供給分以外の供給分について，19〔接続送電サービス〕（２）イ(ｲ)に準じて定める契約者を含みます。）が，需要場所における受電設備等を新たに設定し，または需要場所における受電設備の総容量等を増加された日以降１年に満たないで接続送電サービス契約電力を消滅させ，または19（接続送電サービス）（２）イ(ｲ)ｃにより接続送電サービス契約電力を減少しようとされる場合は，(ｲ)または(ﾛ)に準ずるものといたします。この場合，(ｲ)または(ﾛ)にいう接続送電サービス契約電力を新たに設定するとは，需要場所における受電設備等を新たに設定することとし，接続送電サービス契約電力を増加するとは，需要場所における受電設備の総容量等を増加することとし，接続送電サービス契約電力を減少するとは，19（接続送電サービス）（２）イ(ｲ)ｃにより接続送電サービス契約電力を減少することといたします。	(ﾊ)　19（接続送電サービス）（２）イ(ｲ)によって接続送電サービス契約電力を定める契約者（19〔接続送電サービス〕（２）ニで需要者の発電設備の検査，補修または事故〔停電による停止等を含みます。〕により生じた不足電力の補給にあてるための電気の供給分以外の供給分について，19〔接続送電サービス〕（２）イ(ｲ)に準じて定める契約者を含みます。）が，需要場所における受電設備等を新たに設定し，または需要場所における受電設備の総容量等を増加された日以降１年に満たないで接続送電サービス契約電力を消滅させ，または19（接続送電サービス）（２）イ(ｲ)ｃにより接続送電サービス契約電力を減少しようとされる場合は，(ｲ)または(ﾛ)に準ずるものといたします。この場合，(ｲ)または(ﾛ)にいう接続送電サービス契約電力を新たに設定するとは，需要場所における受電設備等を新たに設定することとし，接続送電サービス契約電力を増加するとは，需要場所における受電設備の総容量等を増加することとし，接続送電サービス契約電力を減少するとは，19（接続送電サービス）（２）イ(ｲ)ｃにより接続送電サービス契約電力を減少することといたします。
ロ　発電量調整供給の場合	ロ　発電量調整供給の場合
(ｲ)　発電契約者が契約受電電力，同時最大受電電力または予備送電サービス契約電力を新たに設定し，または増加された後１年に満たないでこれを消滅させる場合は，新たに施設した当社の供給設備を撤去する場合の諸工費から，その撤去後の資材の残存価額を差し引いた金額を申し受けます。	(ｲ)　発電契約者が契約受電電力，同時最大受電電力または予備送電サービス契約電力を新たに設定し，または増加された後１年に満たないでこれを消滅させる場合は，新たに施設した当社の供給設備を撤去する場合の諸工費から，その撤去後の資材の残存価額を差し引いた金額を申し受けます。
(ﾛ)　発電契約者が契約受電電力，同時最大受電電力または予備送電サービス契約電力を新たに設定し，または増加された後１年に満たないでこれを減少しようとされる場合は，当社の供給設備のうち契約受電電力，同時最大受電電力または予備送電サービス契約電力の減少に見合う部分について，新たに施設した当社の供給設備を撤去する場合の諸工費から，その撤去後の資材の残存価額を差し引いた金額を申し受けます。	(ﾛ)　発電契約者が契約受電電力，同時最大受電電力または予備送電サービス契約電力を新たに設定し，または増加された後１年に満たないでこれを減少しようとされる場合は，当社の供給設備のうち契約受電電力，同時最大受電電力または予備送電サービス契約電力の減少に見合う部分について，新たに施設した当社の供給設備を撤去する場合の諸工費から，その撤去後の資材の残存価額を差し引いた金額を申し受けます。
（２）　発電者または需要者が当社の供給設備を同一の使用形態で利用され，利用されてからの期間が１年以上になる場合には，１年以上利用される契約電力等に見合う部分については，（１）にかかわらず精算いたしません。	（２）　発電者または需要者が当社の供給設備を同一の使用形態で利用され，利用されてからの期間が１年以上になる場合には，１年以上利用される契約電力等に見合う部分については，（１）にかかわらず精算いたしません。

託送供給等約款新旧比較表

託送供給等約款（令和６年 10 月１日実施）	託送供給等約款（令和７年４月１日実施）
なお，接続供給契約または発電量調整供給契約の消滅または変更の日以降に１年以上にならないことが明らかになった場合には，明らかになった日に（１）に準じて精算を行ないます。 （３） 非常変災等やむをえない理由による場合は，（１）にかかわらず精算いたしません。	なお，接続供給契約または発電量調整供給契約の消滅または変更の日以降に１年以上にならないことが明らかになった場合には，明らかになった日に（１）に準じて精算を行ないます。 （３） 非常変災等やむをえない理由による場合は，（１）にかかわらず精算いたしません。
55 解　約　等 （１） 当社は，次の場合には，接続供給契約，振替供給契約，発電量調整供給契約，系統連系受電契約または需要抑制量調整供給契約を解約することがあります。 なお，系統連系受電契約を解約した場合には，当該発電場所に係る発電量調整供給契約は変更され，または消滅するものといたします。 この場合には，その旨を文書により契約者，発電契約者，発電者または需要抑制契約者にお知らせいたします。 また，契約者，発電契約者，発電者または需要抑制契約者がロに該当する場合は，その旨を文書等により発電者，需要者または需要者と電力需給に関する契約等を締結している契約者にお知らせすることがあります。 イ 45（託送供給等の停止）によって託送供給または発電量調整供給を停止された契約者，発電契約者，発電者または需要者が当社の定めた期日までにその理由となった事実を解消されない場合 ロ 契約者，発電契約者，発電者または需要抑制契約者が次のいずれかに該当する場合 (ｲ) 料金を支払期日を経過してなお支払われない場合 (ﾛ) 発電契約者と当社が，発電者の料金，延滞利息および契約超過金の支払いに関する期日をあらかじめ定めた場合で，あらかじめ定めた支払いに関する期日を経過してなお引き渡されないとき。 (ﾊ) 他の接続供給契約（既に消滅しているものを含みます。），発電量調整供給契約（既に消滅しているものを含みます。），系統連系受電契約（既に消滅しているものを含みます。）または需要抑制量調整供給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を支払期日を経過してなお支払われない場合 (ﾆ) 料金以外の債務を支払われない場合 (ﾎ) 当社と締結する他の契約（既に消滅しているものを含みます。）にもとづく料金等	55 解　約　等 （１） 当社は，次の場合には，接続供給契約，振替供給契約，発電量調整供給契約，系統連系受電契約または需要抑制量調整供給契約を解約することがあります。 なお，系統連系受電契約を解約した場合には，当該発電場所に係る発電量調整供給契約は変更され，または消滅するものといたします。 この場合には，その旨を文書により契約者，発電契約者，発電者または需要抑制契約者にお知らせいたします。 また，契約者，発電契約者，発電者または需要抑制契約者がロに該当する場合は，その旨を文書等により発電者，需要者または需要者と電力需給に関する契約等を締結している契約者にお知らせすることがあります。 イ 45（託送供給等の停止）によって託送供給または発電量調整供給を停止された契約者，発電契約者，発電者または需要者が当社の定めた期日までにその理由となった事実を解消されない場合 ロ 契約者，発電契約者，発電者または需要抑制契約者が次のいずれかに該当する場合 (ｲ) 料金を支払期日を経過してなお支払われない場合 (ﾛ) 発電契約者と当社が，発電者の料金，延滞利息および契約超過金の支払いに関する期日をあらかじめ定めた場合で，あらかじめ定めた支払いに関する期日を経過してなお引き渡されないとき。 (ﾊ) 他の接続供給契約（既に消滅しているものを含みます。），発電量調整供給契約（既に消滅しているものを含みます。），系統連系受電契約（既に消滅しているものを含みます。）または需要抑制量調整供給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を支払期日を経過してなお支払われない場合 (ﾆ) 料金以外の債務を支払われない場合 (ﾎ) 当社と締結する他の契約（既に消滅しているものを含みます。）にもとづく料金等

託送供給等約款新旧比較表

託送供給等約款（令和６年 10 月１日実施）	託送供給等約款（令和７年４月１日実施）
の金銭債務を支払われない場合	の金銭債務を支払われない場合
ハ　契約者，発電契約者，発電者または需要抑制契約者が次のいずれかに該当し，当社が契約者，発電契約者，発電者または需要抑制契約者にその改善を求めた場合で，40（適正契約の保持等）に定める適正契約への変更および適正な使用状態，発電・放電状態または需要抑制状態への修正に応じていただけないとき。	ハ　契約者，発電契約者，発電者または需要抑制契約者が次のいずれかに該当し，当社が契約者，発電契約者，発電者または需要抑制契約者にその改善を求めた場合で，40（適正契約の保持等）に定める適正契約への変更および適正な使用状態，発電・放電状態または需要抑制状態への修正に応じていただけないとき。
(ｲ)　８（契約の要件）を欠くに至った場合	(ｲ)　８（契約の要件）を欠くに至った場合
(ﾛ)　接続供給の場合で，頻繁に接続対象電力量と接続対象計画電力量との間に著しい差が生じるとき。	(ﾛ)　接続供給の場合で，頻繁に接続対象電力量と接続対象計画電力量との間に著しい差が生じるとき。
(ﾊ)　発電量調整供給の場合で，頻繁に発電量調整受電電力量と発電量調整受電計画電力量との間に著しい差が生じるとき。	(ﾊ)　発電量調整供給の場合で，頻繁に発電量調整受電電力量と発電量調整受電計画電力量との間に著しい差が生じるとき。
(ﾆ)　需要抑制量調整供給の場合で，頻繁に需要抑制量調整受電電力量と需要抑制量調整受電計画電力量との間に著しい差が生じるとき。	(ﾆ)　需要抑制量調整供給の場合で，頻繁に需要抑制量調整受電電力量と需要抑制量調整受電計画電力量との間に著しい差が生じるとき。
(ﾎ)　需要抑制量調整供給の場合で，頻繁にベースラインが著しく不適当と認められるとき。	(ﾎ)　需要抑制量調整供給の場合で，頻繁にベースラインが著しく不適当と認められるとき。
(ﾍ)　発電量調整受電電力が契約受電電力または同時最大受電電力をこえる場合	(ﾍ)　発電量調整受電電力が契約受電電力または同時最大受電電力をこえる場合
(ﾄ)　その他この約款に反した場合	(ﾄ)　その他この約款に反した場合
（２）　分割接続供給の場合で，一方の契約者に係る接続供給契約が（１）によって解約されたときは，当社は，原則として，他の一方の契約者へ当該供給地点におけるすべての電気について接続供給を行なうことといたします。この場合，当該供給地点においてすべての電気について接続供給を受ける契約者は，51（契約の変更）（１）に準じて接続供給契約を変更していただきます。	（２）　分割接続供給の場合で，一方の契約者に係る接続供給契約が（１）によって解約されたときは，当社は，原則として，他の一方の契約者へ当該供給地点におけるすべての電気について接続供給を行なうことといたします。この場合，当該供給地点においてすべての電気について接続供給を受ける契約者は，51（契約の変更）（１）に準じて接続供給契約を変更していただきます。
（３）　需要者がその需要場所から移転され，電気を使用されていないことが明らかな場合には，契約者または需要抑制契約者からの申出がない場合であっても，当社は，当該需要場所に係る接続供給および需要抑制量調整供給を終了させるための処置を行なうことがあります。 この場合，当社が当該需要場所に係る接続供給および需要抑制量調整供給を終了させるための処置を行なった日に接続供給契約および需要抑制量調整供給契約は変更され，または消滅するものといたします。	（３）　需要者がその需要場所から移転され，電気を使用されていないことが明らかな場合には，契約者または需要抑制契約者からの申出がない場合であっても，当社は，当該需要場所に係る接続供給および需要抑制量調整供給を終了させるための処置を行なうことがあります。 この場合，当社が当該需要場所に係る接続供給および需要抑制量調整供給を終了させるための処置を行なった日に接続供給契約および需要抑制量調整供給契約は変更され，または消滅するものといたします。
（４）　発電者がその発電場所において，その発電場所に係る設備の保全の意思がないことま	（４）　発電者がその発電場所において，その発電場所に係る設備の保全の意思がないことま

託送供給等約款新旧比較表

託送供給等約款（令和６年 10 月１日実施）	託送供給等約款（令和７年４月１日実施）
たは今後も発電もしくは放電しないことが明らかな場合には，発電契約者または発電者からの申出がない場合であっても，当社は，当該発電場所に係る発電量調整供給を終了させるための処置を行なうことがあります。 この場合，当社が当該発電場所に係る発電量調整供給を終了させるための処置を行なった日に発電量調整供給契約および系統連系受電契約は変更され，または消滅するものといたします。	たは今後も発電もしくは放電しないことが明らかな場合には，発電契約者または発電者からの申出がない場合であっても，当社は，当該発電場所に係る発電量調整供給を終了させるための処置を行なうことがあります。 この場合，当社が当該発電場所に係る発電量調整供給を終了させるための処置を行なった日に発電量調整供給契約および系統連系受電契約は変更され，または消滅するものといたします。
（５） 発電場所が複数の発電バランシンググループに属しており，かつ，発電者の料金その他を支払期日を経過してなお支払われない場合で，系統連系受電契約を解約したときは，当該発電契約者からの申出がない場合であっても，発電量調整供給契約を変更していただくものとし，当社は，その旨を発電契約者に通知いたします。 なお，発電契約者と同一の者である発電者の場合は，当該発電契約者との発電量調整供給契約は変更され，または消滅するものといたします。	（５） 発電場所が複数の発電バランシンググループに属しており，かつ，発電者の料金その他を支払期日を経過してなお支払われない場合で，系統連系受電契約を解約したときは，当該発電契約者からの申出がない場合であっても，発電量調整供給契約を変更していただくものとし，当社は，その旨を発電契約者に通知いたします。 なお，発電契約者と同一の者である発電者の場合は，当該発電契約者との発電量調整供給契約は変更され，または消滅するものといたします。
（６） 発電量調整供給契約または系統連系受電契約の場合で，発電量調整供給契約または系統連系受電契約を締結している発電場所と同一の場所である需要場所において締結している接続供給契約（発電設備等に係る供給地点の接続供給契約に限ります。）が（１）によって解約されたときは，発電契約者または発電者からの申出がない場合であっても，当社は，当該発電場所に係る発電量調整供給を終了させるための処置を行ないます。 この場合，当社が当該発電場所に係る発電量調整供給を終了させるための処置を行なった日に発電量調整供給契約および系統連系受電契約は変更され，または消滅するものといたします。	（６） 発電量調整供給契約または系統連系受電契約の場合で，発電量調整供給契約または系統連系受電契約を締結している発電場所と同一の場所である需要場所において締結している接続供給契約（発電設備等に係る供給地点の接続供給契約に限ります。また，分割接続供給の場合は，当該供給地点に係るすべての接続供給契約といたします。）が（１）によって解約されたときは，発電契約者または発電者からの申出がない場合であっても，当社は，当該発電場所に係る発電量調整供給を終了させるための処置を行ないます。 この場合，当社が当該発電場所に係る発電量調整供給を終了させるための処置を行なった日に発電量調整供給契約および系統連系受電契約は変更され，または消滅するものといたします。
Ⅷ　工事費の負担	**Ⅷ　工事費の負担**
67　受電地点への供給設備の工事費負担金 （１） 受電側接続設備の工事費負担金 イ　発電契約者が新たに発電量調整供給を開始し，または契約受電電力を増加される場合で，これにともない新たに受電側接続設備（専用供給設備および予備供給設備を除	**67　受電地点への供給設備の工事費負担金** （１） 受電側接続設備の工事費負担金 イ　発電契約者が新たに発電量調整供給を開始し，または契約受電電力を増加される場合で，これにともない新たに受電側接続設備（専用供給設備および予備供給設備を除

託送供給等約款新旧比較表

託送供給等約款（令和６年 10 月１日実施）	託送供給等約款（令和７年４月１日実施）
きます。）を施設するときには，当社は，別表13（標準設計）に定める設計（以下「標準設計」といいます。）で施設する場合の工事費（以下「標準設計工事費」といいます。）を工事費負担金として発電契約者から申し受けます。	きます。）を施設するときには，当社は，別表13（標準設計）に定める設計（以下「標準設計」といいます。）で施設する場合の工事費（以下「標準設計工事費」といいます。）を工事費負担金として発電契約者から申し受けます。
ロ　Ⅷ（工事費の負担）の各項において，受電側接続設備とは，当社が高圧または特別高圧で受電する場合において，受電地点からの受電の用に供することを主たる目的とする供給設備であって，変電所（専ら当該受電地点への事故波及の防止等を目的として施設される変電所を除きます。）の引出口に施設される断路器の受電地点側接続点（基幹送電設備から受電側接続設備を分岐する場合は，基幹送電設備の接続点といたします。）から他の変電所（専ら当該受電地点への事故波及の防止等を目的として施設される変電所を除きます。）を経ないで受電地点に至る電線および引込線等をいいます。また，Ⅷ（工事費の負担）の各項において，受電地点とは会社間連系点以外の受電地点をいい，開閉所および蓄電所は，変電所とみなします。	ロ　Ⅷ（工事費の負担）の各項において，受電側接続設備とは，当社が高圧または特別高圧で受電する場合において，受電地点からの受電の用に供することを主たる目的とする供給設備であって，変電所（専ら当該受電地点への事故波及の防止等を目的として施設される変電所を除きます。）の引出口に施設される断路器の受電地点側接続点（基幹送電設備から受電側接続設備を分岐する場合は，基幹送電設備の接続点といたします。）から他の変電所（専ら当該受電地点への事故波及の防止等を目的として施設される変電所を除きます。）を経ないで受電地点に至る電線および引込線等をいいます。また，Ⅷ（工事費の負担）の各項において，受電地点とは会社間連系点以外の受電地点をいい，開閉所および蓄電所は，変電所とみなします。
（２）　受電地点への特別供給設備の工事費負担金	（２）　受電地点への特別供給設備の工事費負担金
イ　発電契約者が新たに発電量調整供給を開始し，または契約受電電力を増加される場合で，これにともない当社が新たに受電地点への特別の供給設備を施設するときには，当社は，次の金額を工事費負担金として発電契約者から申し受けます。	イ　発電契約者が新たに発電量調整供給を開始し，または契約受電電力を増加される場合で，これにともない当社が新たに受電地点への特別の供給設備を施設するときには，当社は，次の金額を工事費負担金として発電契約者から申し受けます。
(ｲ)　発電契約者の希望によって標準設計をこえる設計で当社が受電地点への供給設備を施設する場合は，標準設計工事費をこえる金額 なお，この場合も，（１）の工事費負担金を申し受けます。	(ｲ)　発電契約者の希望によって標準設計をこえる設計で当社が受電地点への供給設備を施設する場合は，標準設計工事費をこえる金額 なお，この場合も，（１）の工事費負担金を申し受けます。
(ﾛ)　65（専用供給設備）によって専用供給設備を施設する場合は，その工事費の全額 なお，この場合には，工事費負担金の対象となる供給設備は，65（専用供給設備）（２）によるものといたします。	(ﾛ)　65（専用供給設備）によって専用供給設備を施設する場合は，その工事費の全額 なお，この場合には，工事費負担金の対象となる供給設備は，65（専用供給設備）（２）によるものといたします。
(ﾊ)　受電地点からの受電の用に供することを主たる目的とする供給設備であって，受電側接続設備以外の供給設備（高圧および特別高圧の供給設備に限ります。また，専用供給設備を除きます。）を施設する場合は，ａおよびｂの金額	(ﾊ)　受電地点からの受電の用に供することを主たる目的とする供給設備であって，受電側接続設備以外の供給設備（高圧および特別高圧の供給設備に限ります。また，専用供給設備を除きます。）を施設する場合は，ａおよびｂの金額
ａ　当該供給設備の工事費のうち，発電等設備の設置に伴う電力系統の増強及び事業者の費用負担等の在り方に関する指針にもとづき算定した金額 ただし，託送供給等約款（平成27年12月18日付け20150731資第59号認可。）65（受電地点への供給設備の工事費負担金）（２）イ(ﾊ)ａただし書の適用を受ける場	ａ　当該供給設備の工事費のうち，発電等設備の設置に伴う電力系統の増強及び事業者の費用負担等の在り方に関する指針にもとづき算定した金額 ただし，託送供給等約款（平成27年12月18日付け20150731資第59号認可。）65（受電地点への供給設備の工事費負担金）（２）イ(ﾊ)ａただし書の適用を受ける場

託送供給等約款新旧比較表

託送供給等約款（令和６年 10 月１日実施）	託送供給等約款（令和７年４月１日実施）
合は，ただし書により算定した金額といたします。	合は，ただし書により算定した金額といたします。
b　発電設備等からの出力により，当社配電用変電所バンクにおいて逆潮流が生じるおそれのある場合で，これに係る措置として当社が新たに供給設備を施設するときには，aにかかわらず，次の金額	b　発電設備等からの出力により，当社配電用変電所バンクにおいて逆潮流が生じるおそれのある場合で，これに係る措置として当社が新たに供給設備を施設するときには，aにかかわらず，次の金額
新増加契約受電電力１キロワットにつき　2,090円00銭	新増加契約受電電力１キロワットにつき　2,090円00銭
ロ　受電地点において21（予備送電サービス）を利用される場合で，これにともない当社が新たに予備供給設備を施設するときには，当社は，その工事費の全額を工事費負担金として発電契約者から申し受けます。	ロ　受電地点において21（予備送電サービス）を利用される場合で，これにともない当社が新たに予備供給設備を施設するときには，当社は，その工事費の全額を工事費負担金として発電契約者から申し受けます。
なお，この場合には，工事費負担金の対象となる供給設備は，受電側接続設備に該当する供給設備といたします。ただし，予備供給設備を専用供給設備として施設する場合は，65（専用供給設備）（２）によるものといたします。	なお，この場合には，工事費負担金の対象となる供給設備は，受電側接続設備に該当する供給設備といたします。ただし，予備供給設備を専用供給設備として施設する場合は，65（専用供給設備）（２）によるものといたします。
（３）　受電地点への供給設備を変更する場合の工事費負担金	（３）　受電地点への供給設備を変更する場合の工事費負担金
イ　発電契約者が契約受電電力または予備送電サービス契約電力の増加にともなわないで，発電契約者の希望によって当該受電地点への供給設備を変更する場合は，62（引込線の接続），63（計量器等の取付け）または64（通信設備等の施設）によって実費相当額を申し受ける場合を除き，当社は，その工事費の全額を工事費負担金として発電契約者から申し受けます。	イ　発電契約者が契約受電電力または予備送電サービス契約電力の増加にともなわないで，発電契約者の希望によって当該受電地点への供給設備を変更する場合は，62（引込線の接続），63（計量器等の取付け）または64（通信設備等の施設）によって実費相当額を申し受ける場合を除き，当社は，その工事費の全額を工事費負担金として発電契約者から申し受けます。
	ロ　混雑緩和プロセスにより供給設備を変更する場合は，イにかかわらず，その工事費のうち，発電等設備の設置に伴う電力系統の増強及び事業者の費用負担等の在り方に関する指針にもとづき算定した金額を工事費負担金として発電契約者から申し受けます。
~~ロ~~　44（託送供給等にともなう協力）によって受電地点への供給設備を新たに施設または変更する場合には，当社は，その工事費の全額を工事費負担金として発電契約者から申し受けます。	ハ　44（託送供給等にともなう協力）によって受電地点への供給設備を新たに施設または変更する場合には，当社は，その工事費の全額を工事費負担金として発電契約者から申し受けます。
（４）　発電契約者が新たに発電量調整供給を開始し，または契約受電電力を増加される場合もしくは受電地点への供給設備を変更する場合で，低圧で受電するとき（受電の用に供することを主たる目的とするときに限ります。）は，（２）イ(ｲ)，(ﾛ)および（３）にかかわらず，その受電の用に供することによって必要となる工事費（（２）イ(ﾊ)により申し受け	（４）　発電契約者が新たに発電量調整供給を開始し，または契約受電電力を増加される場合もしくは受電地点への供給設備を変更する場合で，低圧で受電するとき（受電の用に供することを主たる目的とするときに限ります。）は，（２）イ(ｲ)，(ﾛ)および（３）にかかわらず，その受電の用に供することによって必要となる工事費（（２）イ(ﾊ)により申し受け

託送供給等約款新旧比較表

託送供給等約款（令和６年 10 月１日実施）	託送供給等約款（令和７年４月１日実施）
る金額を除きます。）を工事費負担金として発電契約者から申し受けます。	る金額を除きます。）を工事費負担金として発電契約者から申し受けます。
（５） 工事費の算定	（５） 工事費の算定
（１），（２），（３）および（４）の場合の工事費は，次により算定いたします。	（１），（２），（３）および（４）の場合の工事費は，次により算定いたします。
イ 工事費は，発電契約者が標準設計をこえる設計によることを希望される場合を除き，標準設計工事費といたします。	イ 工事費は，発電契約者が標準設計をこえる設計によることを希望される場合を除き，標準設計工事費といたします。
(ｲ) 標準設計工事費は，工事費負担金の対象となる当社の供給設備の工事に要する材料費，工費および諸掛り（測量監督費，補償費および建設分担関連費を含みます。）の合計額といたします。 なお，撤去工事がある場合は，その合計額から撤去後の資材の残存価額を差し引いた金額に，撤去する場合の諸工費（諸掛りを含みます。）を加えた金額といたします。	(ｲ) 標準設計工事費は，工事費負担金の対象となる当社の供給設備の工事に要する材料費，工費および諸掛り（測量監督費，補償費および建設分担関連費を含みます。）の合計額といたします。 なお，撤去工事がある場合は，その合計額から撤去後の資材の残存価額を差し引いた金額に，撤去する場合の諸工費（諸掛りを含みます。）を加えた金額といたします。
(ﾛ) 材料費は払出時の単価（電気事業会計規則に定められた方法によって算出した貯蔵品の払出単価等をいいます。）によって算定いたします。	(ﾛ) 材料費は払出時の単価（電気事業会計規則に定められた方法によって算出した貯蔵品の払出単価等をいいます。）によって算定いたします。
(ﾊ) 土地費は，工事費に含みません。ただし，架空受電側接続設備の経過地に当社が地役権を設定する場合は，その設定にともなう費用（地役権の登記に要する費用を除きます。）の50パーセントに相当する金額を工事費に含みます。	(ﾊ) 土地費は，工事費に含みません。ただし，架空受電側接続設備の経過地に当社が地役権を設定する場合は，その設定にともなう費用（地役権の登記に要する費用を除きます。）の50パーセントに相当する金額を工事費に含みます。
(ﾆ) 架空受電側接続設備の経過地に建造物を構築しない等架空受電側接続設備に支障を及ぼさないことを条件とする補償契約を締結する場合は，その線下補償費の50パーセントに相当する金額を工事費に含みます。	(ﾆ) 架空受電側接続設備の経過地に建造物を構築しない等架空受電側接続設備に支障を及ぼさないことを条件とする補償契約を締結する場合は，その線下補償費の50パーセントに相当する金額を工事費に含みます。
(ﾎ) 残地補償費は，補償費と明らかに区分されている場合に限り，工事費に含みます。	(ﾎ) 残地補償費は，補償費と明らかに区分されている場合に限り，工事費に含みます。
(ﾍ) 建設分担関連費は，電気事業会計規則等に定められた電気事業固定資産に振り替えられる範囲に限り，工事費に含みます。	(ﾍ) 建設分担関連費は，電気事業会計規則等に定められた電気事業固定資産に振り替えられる範囲に限り，工事費に含みます。
ロ 発電契約者が標準設計をこえる設計によることを希望される場合の工事費は，イに準じて算定いたします。	ロ 発電契約者が標準設計をこえる設計によることを希望される場合の工事費は，イに準じて算定いたします。
ハ 当社が将来の需要を考慮してあらかじめ施設した鉄塔，管路等を利用して受電する場合は，新たに施設される電線路に必要とされる回線数，管路孔数等に応じて次により算定した金額を電線路の工事費に算入いたします。	ハ 当社が将来の需要を考慮してあらかじめ施設した鉄塔，管路等を利用して受電する場合は，新たに施設される電線路に必要とされる回線数，管路孔数等に応じて次により算定した金額を電線路の工事費に算入いたします。
(ｲ) 鉄塔を利用して電気を受電する場合	(ｲ) 鉄塔を利用して電気を受電する場合

託送供給等約款新旧比較表

託送供給等約款（令和６年 10 月１日実施）	託送供給等約款（令和７年４月１日実施）
工事費 × 使用回線数 / 施設回線数	工事費 × 使用回線数 / 施設回線数
(ﾛ) 管路等を利用して電気を受電する場合	(ﾛ) 管路等を利用して電気を受電する場合
工事費 × 使用孔数 / 施設孔数－予備孔数	工事費 × 使用孔数 / 施設孔数－予備孔数
ニ 当社が特別高圧で受電する電気について，使用開始後３年以内の供給設備を利用する場合は，新たに利用される部分を新たに施設される受電側接続設備（特別高圧のノンファーム電源の受電地点に係る発電場所から電気を受電する場合は，変電所相互間を連絡する電線路を除きます。）とみなします。	ニ 当社が特別高圧で受電する電気について，使用開始後３年以内の供給設備を利用する場合は，新たに利用される部分を新たに施設される受電側接続設備（特別高圧のノンファーム電源の受電地点に係る発電場所から電気を受電する場合は，変電所相互間を連絡する電線路を除きます。）とみなします。
ホ （２）イ(ﾊ)の場合，使用開始後３年以内の供給設備を利用するときは，新たに利用される部分を新たに施設される受電側接続設備以外の供給設備（高圧および特別高圧の供給設備に限ります。また，専用供給設備を除きます。なお，ノンファーム電源の受電地点に係る発電場所から電気を受電する場合は，高圧の供給設備および当社が適当であると認めた供給設備に限ります。）とみなします。	ホ （２）イ(ﾊ)の場合，使用開始後３年以内の供給設備を利用するときは，新たに利用される部分を新たに施設される受電側接続設備以外の供給設備（高圧および特別高圧の供給設備に限ります。また，専用供給設備を除きます。なお，ノンファーム電源の受電地点に係る発電場所から電気を受電する場合は，高圧の供給設備および当社が適当であると認めた供給設備に限ります。）とみなします。
ヘ 低圧または高圧で受電する場合で，工事費を当社が定める単位当たりの金額にもとづいて算定することが適当と認められるときは，イまたはロにかかわらず，工事費を当該金額にもとづいて算定いたします。	ヘ 低圧または高圧で受電する場合で，工事費を当社が定める単位当たりの金額にもとづいて算定することが適当と認められるときは，イまたはロにかかわらず，工事費を当該金額にもとづいて算定いたします。
（６） 受電地点への供給設備の工事費負担金は，受電地点ごとに，発電量調整供給契約ごとに算定いたします。 ただし，２以上の発電契約者が受電地点への供給設備の全部または一部を共用する場合の工事費負担金の算定は，次によります。	（６） 受電地点への供給設備の工事費負担金は，受電地点ごとに，発電量調整供給契約ごとに算定いたします。 ただし，２以上の発電契約者が受電地点への供給設備の全部または一部を共用する場合の工事費負担金の算定は，次によります。
イ ２以上の発電契約者から共同して申込みがあった場合，または２以上の発電契約者のうち１の発電契約者が代表して工事費負担金を支払われる旨を申し出られた場合の	イ ２以上の発電契約者から共同して申込みがあった場合，または２以上の発電契約者のうち１の発電契約者が代表して工事費負担金を支払われる旨を申し出られた場合の

託送供給等約款新旧比較表

<table>
<tr><th>託送供給等約款（令和６年 10 月１日実施）</th><th>託送供給等約款（令和７年４月１日実施）</th></tr>
<tr><td>工事費負担金は，その代表の発電契約者による１申込みとみなして算定いたします。
ロ　２以上の発電契約者から同時に申込みがあった場合の工事費負担金は，発電契約者ごとに算定いたします。この場合，発電契約者ごとの共用部分の工事費は，原則として契約受電電力の比であん分した金額といたします。
（７）　特例区域等の発電契約者が新たに発電量調整供給を開始し，または契約受電電力を増加される場合で，これにともない当社が新たに受電地点への供給設備を施設するときには，当社は，（１），（２）または（４）にかかわらず，その工事費の全額を工事費負担金として発電契約者から申し受けます。
なお，この場合の工事費負担金は，（２）の場合に準じて算定いたします。</td><td>工事費負担金は，その代表の発電契約者による１申込みとみなして算定いたします。
ロ　２以上の発電契約者から同時に申込みがあった場合の工事費負担金は，発電契約者ごとに算定いたします。この場合，発電契約者ごとの共用部分の工事費は，原則として契約受電電力の比であん分した金額といたします。
（７）　特例区域等の発電契約者が新たに発電量調整供給を開始し，または契約受電電力を増加される場合で，これにともない当社が新たに受電地点への供給設備を施設するときには，当社は，（１），（２）または（４）にかかわらず，その工事費の全額を工事費負担金として発電契約者から申し受けます。
なお，この場合の工事費負担金は，（２）の場合に準じて算定いたします。</td></tr>
<tr><td>70　供給地点への供給設備の工事費負担金
（１）　供給側接続設備の工事費負担金
イ　低圧または高圧で供給する場合
（イ）　契約者が新たに接続供給を開始し，または接続送電サービス契約電力等を増加される場合（新たに接続供給を開始される場合で，当該接続供給を開始される前から引き続き当社の供給設備を利用され，かつ，下位の供給電圧に変更されるときを除きます。）で，これにともない新たに施設される供給側接続設備（専用供給設備および予備供給設備を除きます。）の工事こう長が架空の場合は1,000メートル，地中の場合は150メートルをこえるときには，当社は，その超過こう長に次の金額を乗じてえた金額を工事費負担金として契約者から申し受けます。この場合，工事費負担金は，供給地点ごとに算定いたします。
<table>
<tr><th>区　分</th><th>単　位</th><th>金　額</th></tr>
<tr><td>架空供給側接続設備の場合</td><td>超過こう長１メートルにつき</td><td>3,520円00銭</td></tr>
<tr><td>地中供給側接続設備の場合</td><td>超過こう長１メートルにつき</td><td>27,830円00銭</td></tr>
</table>
なお，張替えまたは添架を行なう場合は，架空供給側接続設備についてはその工事こう長の60パーセント，地中供給側接続設備についてはその工事こう長の20パー</td><td>70　供給地点への供給設備の工事費負担金
（１）　供給側接続設備の工事費負担金
イ　低圧または高圧で供給する場合
（イ）　契約者が新たに接続供給を開始し，または接続送電サービス契約電力等を増加される場合（新たに接続供給を開始される場合で，当該接続供給を開始される前から引き続き当社の供給設備を利用され，かつ，下位の供給電圧に変更されるときを除きます。）で，これにともない新たに施設される供給側接続設備（専用供給設備および予備供給設備を除きます。）の工事こう長が架空の場合は1,000メートル，地中の場合は150メートルをこえるときには，当社は，その超過こう長に次の金額を乗じてえた金額を工事費負担金として契約者から申し受けます。この場合，工事費負担金は，供給地点ごとに算定いたします。
<table>
<tr><th>区　分</th><th>単　位</th><th>金　額</th></tr>
<tr><td>架空供給側接続設備の場合</td><td>超過こう長１メートルにつき</td><td>3,520円00銭</td></tr>
<tr><td>地中供給側接続設備の場合</td><td>超過こう長１メートルにつき</td><td>27,830円00銭</td></tr>
</table>
なお，張替えまたは添架を行なう場合は，架空供給側接続設備についてはその工事こう長の60パーセント，地中供給側接続設備についてはその工事こう長の20パー</td></tr>
</table>

託送供給等約款新旧比較表

託送供給等約款（令和６年 10 月１日実施）	託送供給等約款（令和７年４月１日実施）
セントに相当する値を新たに施設される供給側接続設備の工事こう長とみなします。	セントに相当する値を新たに施設される供給側接続設備の工事こう長とみなします。
(ﾛ)　２以上の供給地点に係る供給側接続設備の全部または一部を共用する場合の工事費負担金の算定は，次によります。	(ﾛ)　２以上の供給地点に係る供給側接続設備の全部または一部を共用する場合の工事費負担金の算定は，次によります。
a　２以上の契約者から共同して申込みがあった場合，または契約者から２以上の供給地点について申込みがあり，かつ，一括して算定することを希望される場合の工事費負担金の無償こう長は，(１)イ(ｲ)の無償こう長に供給地点の数を乗じてえた値といたします。	a　２以上の契約者から共同して申込みがあった場合，または契約者から２以上の供給地点について申込みがあり，かつ，一括して算定することを希望される場合の工事費負担金の無償こう長は，(１)イ(ｲ)の無償こう長に供給地点の数を乗じてえた値といたします。
b　２以上の契約者から同時に申込みがあった場合，または契約者から２以上の供給地点について申込みがあり，かつ，一括して算定することを希望されない場合の工事費負担金は，供給地点ごとに算定いたします。この場合，それぞれの供給地点における供給側接続設備の工事こう長については，共用される部分の工事こう長を共用する供給地点の数で除してえた値にその供給地点に係って単独で使用される部分の工事こう長を加えた値を，新たに施設される供給側接続設備の工事こう長といたします。	b　２以上の契約者から同時に申込みがあった場合，または契約者から２以上の供給地点について申込みがあり，かつ，一括して算定することを希望されない場合の工事費負担金は，供給地点ごとに算定いたします。この場合，それぞれの供給地点における供給側接続設備の工事こう長については，共用される部分の工事こう長を共用する供給地点の数で除してえた値にその供給地点に係って単独で使用される部分の工事こう長を加えた値を，新たに施設される供給側接続設備の工事こう長といたします。
(ﾊ)　架空供給側接続設備と地中供給側接続設備とをあわせて施設する場合の(ｲ)の超過こう長は，次により算定いたします。	(ﾊ)　架空供給側接続設備と地中供給側接続設備とをあわせて施設する場合の(ｲ)の超過こう長は，次により算定いたします。
a　地中供給側接続設備の超過こう長は，地中供給側接続設備の工事こう長から地中供給側接続設備の無償こう長を差し引いた値といたします。	a　地中供給側接続設備の超過こう長は，地中供給側接続設備の工事こう長から地中供給側接続設備の無償こう長を差し引いた値といたします。
b　架空供給側接続設備の超過こう長は，架空供給側接続設備の工事こう長といたします。ただし，地中供給側接続設備の工事こう長が地中供給側接続設備の無償こう長を下回る場合は，次によります。	b　架空供給側接続設備の超過こう長は，架空供給側接続設備の工事こう長といたします。ただし，地中供給側接続設備の工事こう長が地中供給側接続設備の無償こう長を下回る場合は，次によります。

託送供給等約款新旧比較表

託送供給等約款（令和６年 10 月１日実施）	託送供給等約款（令和７年４月１日実施）
架空供給側接続設備の超過こう長 ＝　架空供給側接続　－（　地中供給側接続　－　地中供給側接続　） 設備の工事こう長　　設備の無償こう長　　設備の工事こう長 ×　架空供給側接続設備の無償こう長 ――――――――――――― 地中供給側接続設備の無償こう長	架空供給側接続設備の超過こう長 ＝　架空供給側接続　－（　地中供給側接続　－　地中供給側接続　） 設備の工事こう長　　設備の無償こう長　　設備の工事こう長 ×　架空供給側接続設備の無償こう長 ――――――――――――― 地中供給側接続設備の無償こう長
ロ　特別高圧で供給する場合 (ｲ)　契約者が新たに接続供給を開始し，または接続送電サービス契約電力を増加される場合（新たに接続供給を開始される場合で，当該接続供給を開始される前から引き続き当社の供給設備を利用され，かつ，下位の供給電圧に変更されるときを除きます。）で，これにともない新たに施設される供給側接続設備（専用供給設備および予備供給設備を除きます。）についてａにより算定される工事費がｂの当社負担額をこえるときには，当社は，その超過額を工事費負担金として契約者から申し受けます。この場合，工事費負担金は，供給地点ごとに算定いたします。 ａ　工　　事　　費 (a)　架空供給側接続設備の場合	ロ　特別高圧で供給する場合 (ｲ)　契約者が新たに接続供給を開始し，または接続送電サービス契約電力を増加される場合（新たに接続供給を開始される場合で，当該接続供給を開始される前から引き続き当社の供給設備を利用され，かつ，下位の供給電圧に変更されるときを除きます。）で，これにともない新たに施設される供給側接続設備（専用供給設備および予備供給設備を除きます。）についてａにより算定される工事費がｂの当社負担額をこえるときには，当社は，その超過額を工事費負担金として契約者から申し受けます。この場合，工事費負担金は，供給地点ごとに算定いたします。 ａ　工　　事　　費 (a)　架空供給側接続設備の場合

託送供給等約款新旧比較表

託送供給等約款（令和６年 10 月１日実施）	託送供給等約款（令和７年４月１日実施）

（工事こう長100メートル当たり）

新増加接続送電サービス契約電力１キロワットにつき	標準電圧20,000ボルトで供給する場合	583円00銭
	標準電圧60,000ボルトで供給する場合	198円00銭
	標準電圧140,000ボルトで供給する場合	99円00銭

なお，標準電圧20,000ボルトで当社が供給する場合で，支持物に電柱を使用するときには，その部分の単価は，上表の該当欄の単価の15パーセントといたします。

(b)　地中供給側接続設備の場合

（工事こう長100メートル当たり）

新増加接続送電サービス契約電力１キロワットにつき	標準電圧20,000ボルトで供給する場合	649円00銭
	標準電圧60,000ボルトで供給する場合	594円00銭
	標準電圧140,000ボルトで供給する場合	264円00銭

なお，張替えを行なう場合には，その部分の単価は，上表の該当欄の単価の20パーセントといたします。

(c)　スポットネットワーク方式で供給するために，当社が新たに地中供給側接続設備を施設する場合の工事費は，(b)にかかわらず，別表14（スポットネットワーク方式の工事費の算式）により算定いたします。

なお，スポットネットワーク方式とは，当社が技術的，経済的に必要と認め

（工事こう長100メートル当たり）

新増加接続送電サービス契約電力１キロワットにつき	標準電圧20,000ボルトで供給する場合	583円00銭
	標準電圧60,000ボルトで供給する場合	198円00銭
	標準電圧140,000ボルトで供給する場合	99円00銭

なお，標準電圧20,000ボルトで当社が供給する場合で，支持物に電柱を使用するときには，その部分の単価は，上表の該当欄の単価の15パーセントといたします。

また，標準電圧20,000ボルト，60,000ボルトまたは140,000ボルト以外の電圧で当社が供給する場合は，その工事費の全額といたします。

(b)　地中供給側接続設備の場合

（工事こう長100メートル当たり）

新増加接続送電サービス契約電力１キロワットにつき	標準電圧20,000ボルトで供給する場合	649円00銭
	標準電圧60,000ボルトで供給する場合	594円00銭
	標準電圧140,000ボルトで供給する場合	264円00銭

なお，張替えを行なう場合には，その部分の単価は，上表の該当欄の単価の20パーセントといたします。

また，標準電圧20,000ボルト，60,000ボルトまたは140,000ボルト以外の電圧で当社が供給する場合は，その工事費の全額といたします。

(c)　スポットネットワーク方式で供給するために，当社が新たに地中供給側接続設備を施設する場合の工事費は，(b)にかかわらず，別表14（スポットネットワーク方式の工事費の算式）により算定いたします。

なお，スポットネットワーク方式とは，当社が技術的，経済的に必要と認め

託送供給等約款新旧比較表

託送供給等約款（令和６年 10 月１日実施）	託送供給等約款（令和７年４月１日実施）
た場合に，原則として３回線の当社の電線路から，それぞれの回線ごとに施設していただいた変圧器の２次側母線で常時並行して供給を受ける方式をいいます。	た場合に，原則として３回線の当社の電線路から，それぞれの回線ごとに施設していただいた変圧器の２次側母線で常時並行して供給を受ける方式をいいます。
b　当 社 負 担 額	b　当 社 負 担 額
新増加接続送電サービス契約電力１キロワットにつき　5,500円00銭	新増加接続送電サービス契約電力１キロワットにつき　5,500円00銭
(ﾛ)　契約者が新たに接続供給を開始し，または接続送電サービス契約電力を増加される場合で，使用開始後３年以内の供給設備を利用して当社が供給するときは，新たに利用される部分を新たに施設される供給側接続設備とみなします。	(ﾛ)　契約者が新たに接続供給を開始し，または接続送電サービス契約電力を増加される場合で，使用開始後３年以内の供給設備を利用して当社が供給するときは，新たに利用される部分を新たに施設される供給側接続設備とみなします。
ハ　19（接続送電サービス）（２）ニにより接続送電サービス契約電力を定める供給地点の接続送電サービス契約電力は，この（１）の工事費負担金の算定上，需要者の発電設備の検査，補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気の供給分を含まないものといたします。	ハ　19（接続送電サービス）（２）ニにより接続送電サービス契約電力を定める供給地点の接続送電サービス契約電力は，この（１）の工事費負担金の算定上，需要者の発電設備の検査，補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気の供給分を含まないものといたします。
ニ　次の言葉は，Ⅷ（工事費の負担）の各項においてそれぞれ次の意味で使用いたします。	ニ　次の言葉は，Ⅷ（工事費の負担）の各項においてそれぞれ次の意味で使用いたします。
(ｲ)　供給側接続設備 供給地点への供給の用に供することを主たる目的とする供給設備であって，発電所または変電所の引出口に施設される断路器の供給地点側接続点（送電線路から供給側接続設備を分岐する場合は，送電線路の接続点といたします。）から他の発電所または変電所を経ないで供給地点に至る電線および引込線等をいいます。	(ｲ)　供給側接続設備 供給地点への供給の用に供することを主たる目的とする供給設備であって，発電所または変電所の引出口に施設される断路器の供給地点側接続点（送電線路から供給側接続設備を分岐する場合は，送電線路の接続点といたします。）から他の発電所または変電所を経ないで供給地点に至る電線および引込線等をいいます。
(ﾛ)　供　給　地　点 会社間連系点以外の供給地点をいいます。	(ﾛ)　供　給　地　点 会社間連系点以外の供給地点をいいます。
(ﾊ)　工 事 こ う 長 標準設計にもとづき算定される供給地点から最も近い供給設備までの供給側接続設備のこう長をいい，実際に施設されるこう長とは異なることがあります。 なお，単位は，１メートルとし，その端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。	(ﾊ)　工 事 こ う 長 標準設計にもとづき算定される供給地点から最も近い供給設備までの供給側接続設備のこう長をいい，実際に施設されるこう長とは異なることがあります。 なお，単位は，１メートルとし，その端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。
ホ　低圧で供給する場合，Ⅷ（工事費の負担）の各項において，接続送電サービス契約	ホ　低圧で供給する場合，Ⅷ（工事費の負担）の各項において，接続送電サービス契約

託送供給等約款新旧比較表

託送供給等約款（令和６年 10 月１日実施）	託送供給等約款（令和７年４月１日実施）
電力等を増加される場合とは，次の値が増加する場合といたします。	電力等を増加される場合とは，次の値が増加する場合といたします。
(ｲ)　電灯定額接続送電サービスおよび電灯臨時定額接続送電サービスの場合の契約負荷設備の総容量	(ｲ)　電灯定額接続送電サービスおよび電灯臨時定額接続送電サービスの場合の契約負荷設備の総容量
(ﾛ)　契　約　電　力	(ﾛ)　契　約　電　力
(ﾊ)　契　約　電　流	(ﾊ)　契　約　電　流
(ﾆ)　契　約　容　量	(ﾆ)　契　約　容　量
なお，19（接続送電サービス）（２）イ(ｲ)によって接続送電サービス契約電力を定める場合で，需要場所における主開閉器の定格電流等を増加されるときは，接続送電サービス契約電力等を増加されるものとみなします。	なお，19（接続送電サービス）（２）イ(ｲ)によって接続送電サービス契約電力を定める場合で，需要場所における主開閉器の定格電流等を増加されるときは，接続送電サービス契約電力等を増加されるものとみなします。
また，供給電気方式を交流単相２線式標準電圧100ボルトまたは200ボルトから交流単相３線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトに変更される場合は，接続送電サービス契約電力等を増加されるものとみなします。	また，供給電気方式を交流単相２線式標準電圧100ボルトまたは200ボルトから交流単相３線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトに変更される場合は，接続送電サービス契約電力等を増加されるものとみなします。
ヘ　高圧で供給する場合で，19（接続送電サービス）（２）イ(ｲ)によって接続送電サービス契約電力を定めるとき（19〔接続送電サービス〕（２）ニで需要者の発電設備の検査，補修または事故〔停電による停止等を含みます。〕により生じた不足電力の補給にあてるための電気の供給分以外の供給分について，19〔接続送電サービス〕（２）イ(ｲ)に準じて定める場合を含みます。）には，Ⅷ（工事費の負担）の各項において，接続送電サービス契約電力等を増加される場合とは，需要場所における受電設備の総容量を増加される場合といたします。	ヘ　高圧で供給する場合で，19（接続送電サービス）（２）イ(ｲ)によって接続送電サービス契約電力を定めるとき（19〔接続送電サービス〕（２）ニで需要者の発電設備の検査，補修または事故〔停電による停止等を含みます。〕により生じた不足電力の補給にあてるための電気の供給分以外の供給分について，19〔接続送電サービス〕（２）イ(ｲ)に準じて定める場合を含みます。）には，Ⅷ（工事費の負担）の各項において，接続送電サービス契約電力等を増加される場合とは，需要場所における受電設備の総容量を増加される場合といたします。
（２）　供給地点への特別供給設備の工事費負担金	（２）　供給地点への特別供給設備の工事費負担金
イ　契約者が新たに接続供給を開始し，または接続送電サービス契約電力等を増加される場合（新たに接続供給を開始される場合で，当該接続供給を開始される前から引き続き当社の供給設備を利用され，かつ，下位の供給電圧に変更されるときを除きます。）で，これにともない当社が新たに供給地点への特別の供給設備を施設するときには，当社は，次の金額を工事費負担金として契約者から申し受けます。	イ　契約者が新たに接続供給を開始し，または接続送電サービス契約電力等を増加される場合（新たに接続供給を開始される場合で，当該接続供給を開始される前から引き続き当社の供給設備を利用され，かつ，下位の供給電圧に変更されるときを除きます。）で，これにともない当社が新たに供給地点への特別の供給設備を施設するときには，当社は，次の金額を工事費負担金として契約者から申し受けます。
(ｲ)　契約者の希望によって標準設計をこえる設計で供給地点への供給設備を施設する場合は，標準設計工事費をこえる金額 なお，この場合も，（１）の工事費負担金を申し受けます。 ただし，供給地点が行政庁から認可，認定等を受けている市街地開発事業等（都	(ｲ)　契約者の希望によって標準設計をこえる設計で供給地点への供給設備を施設する場合は，標準設計工事費をこえる金額 なお，この場合も，（１）の工事費負担金を申し受けます。 ただし，供給地点が行政庁から認可，認定等を受けている市街地開発事業等（都

託送供給等約款新旧比較表

託送供給等約款（令和６年 10 月１日実施）	託送供給等約款（令和７年４月１日実施）
市計画法第４条第７項に規定する市街地開発事業その他これらに類する事業をいいます。）に係る区域の場合で，地中供給側接続設備を施設するときは，その工事費の全額からケーブル，変圧器，開閉器等の工事費を差し引いた金額といたします。	市計画法第４条第７項に規定する市街地開発事業その他これらに類する事業をいいます。）に係る区域の場合で，地中供給側接続設備を施設するときは，その工事費の全額からケーブル，変圧器，開閉器等の工事費を差し引いた金額といたします。
(ﾛ) 65（専用供給設備）によって専用供給設備を施設する場合は，その工事費の全額 なお，この場合には，工事費負担金の対象となる供給設備は，65（専用供給設備）（２)によるものといたします。	(ﾛ) 65（専用供給設備）によって専用供給設備を施設する場合は，その工事費の全額 なお，この場合には，工事費負担金の対象となる供給設備は，65（専用供給設備）（２)によるものといたします。
ロ 19（接続送電サービス）（２)ニにより接続送電サービス契約電力を定める供給地点において需要者の発電設備の検査，補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気の供給のために接続送電サービスを利用される場合または供給地点において予備送電サービスを利用される場合で，これにともない当社が新たに予備供給設備を施設するときには，当社は，その工事費の全額を工事費負担金として契約者から申し受けます。 なお，この場合には，工事費負担金の対象となる供給設備は，供給側接続設備に該当する供給設備といたします。ただし，予備供給設備を専用供給設備として施設する場合は，65（専用供給設備）（２)によるものといたします。	ロ 19（接続送電サービス）（２)ニにより接続送電サービス契約電力を定める供給地点において需要者の発電設備の検査，補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気の供給のために接続送電サービスを利用される場合または供給地点において予備送電サービスを利用される場合で，これにともない当社が新たに予備供給設備を施設するときには，当社は，その工事費の全額を工事費負担金として契約者から申し受けます。 なお，この場合には，工事費負担金の対象となる供給設備は，供給側接続設備に該当する供給設備といたします。ただし，予備供給設備を専用供給設備として施設する場合は，65（専用供給設備）（２)によるものといたします。
（３） 供給地点への供給設備を変更する場合の工事費負担金	（３） 供給地点への供給設備を変更する場合の工事費負担金
イ 契約者が接続送電サービス契約電力等または予備送電サービス契約電力の増加にともなわないで，契約者の希望によって供給地点への当社の供給設備を変更する場合（新たに接続供給を開始される場合で，当該接続供給を開始される前から引き続き当社の供給設備を利用され，かつ，下位の供給電圧に変更されるときを含みます。）は，62（引込線の接続），63（計量器等の取付け），64（通信設備等の施設）または66（電流制限器等の取付け）によって実費相当額を申し受ける場合を除き，当社は，その工事費の全額を工事費負担金として契約者から申し受けます。	イ 契約者が接続送電サービス契約電力等または予備送電サービス契約電力の増加にともなわないで，契約者の希望によって供給地点への当社の供給設備を変更する場合（新たに接続供給を開始される場合で，当該接続供給を開始される前から引き続き当社の供給設備を利用され，かつ，下位の供給電圧に変更されるときを含みます。）は，62（引込線の接続），63（計量器等の取付け），64（通信設備等の施設）または66（電流制限器等の取付け）によって実費相当額を申し受ける場合を除き，当社は，その工事費の全額を工事費負担金として契約者から申し受けます。
ロ 44（託送供給等にともなう協力）によって供給地点への供給設備を新たに施設または変更する場合には，当社は，その工事費の全額を工事費負担金として契約者から申し受けます。	ロ 44（託送供給等にともなう協力）によって供給地点への供給設備を新たに施設または変更する場合には，当社は，その工事費の全額を工事費負担金として契約者から申し受けます。
（４） 工事費の算定	（４） 工事費の算定
（２)および(３)の場合の工事費は，次により算定いたします。	（２)および(３)の場合の工事費は，次により算定いたします。
イ 工事費は，契約者が標準設計をこえる設計によることを希望される場合を除き，標	イ 工事費は，契約者が標準設計をこえる設計によることを希望される場合を除き，標

託送供給等約款新旧比較表

託送供給等約款（令和６年 10 月１日実施）	託送供給等約款（令和７年４月１日実施）
準設計工事費とし，工事費負担金の対象となる当社の供給設備の工事に要する材料費，工費および諸掛り（測量監督費，補償費および建設分担関連費を含みます。）の合計額といたします。 なお，撤去工事がある場合は，その合計額から撤去後の資材の残存価額を差し引いた金額に，撤去する場合の諸工費（諸掛りを含みます。）を加えた金額といたします。 また，算定にあたっては，次のとおりといたします。 (ｲ)　材料費は払出時の単価（電気事業会計規則に定められた方法によって算出した貯蔵品の払出単価等をいいます。）によって算定いたします。 (ﾛ)　土地費は，工事費に含みません。ただし，架空供給側接続設備の経過地に当社が地役権を設定する場合は，その設定にともなう費用（地役権の登記に要する費用を除きます。）の50パーセントに相当する金額を工事費に含みます。 (ﾊ)　架空供給側接続設備の経過地に建造物を構築しない等架空供給側接続設備に支障を及ぼさないことを条件とする補償契約を締結する場合は，その線下補償費の50パーセントに相当する金額を工事費に含みます。 (ﾆ)　残地補償費は，補償費と明らかに区分されている場合に限り，工事費に含みます。 (ﾎ)　建設分担関連費は，電気事業会計規則等に定められた電気事業固定資産に振り替えられる範囲に限り，工事費に含みます。 (ﾍ)　契約者の希望により暫定的に利用される供給設備を施設する場合の工事費は，73（臨時工事費）に準じて算定いたします。 ロ　契約者が標準設計をこえる設計によることを希望される場合の工事費は，イに準じて算定いたします。 ハ　低圧または高圧で供給する場合で，（２）イ(ｲ)に該当し，かつ，その工事費を（１）イ(ｲ)に定める超過こう長１メートル当たりの金額にもとづいて算定することが適当と認められるときは，イおよびロにかかわらず，標準設計をこえる設計で施設される供給設備の工事費および標準設計工事費をいずれも（１）イ(ｲ)にもとづいて算定いたします。この場合，超過こう長１メートル当たりの金額を新たに施設される供給側接続設備の全工事こう長に適用して工事費を算定いたします。 ニ　当社が将来の需要を考慮してあらかじめ施設した鉄塔，管路等を利用して供給する場合は，新たに施設される電線路に必要とされる回線数，管路孔数等に応じて次によ	準設計工事費とし，工事費負担金の対象となる当社の供給設備の工事に要する材料費，工費および諸掛り（測量監督費，補償費および建設分担関連費を含みます。）の合計額といたします。 なお，撤去工事がある場合は，その合計額から撤去後の資材の残存価額を差し引いた金額に，撤去する場合の諸工費（諸掛りを含みます。）を加えた金額といたします。 また，算定にあたっては，次のとおりといたします。 (ｲ)　材料費は払出時の単価（電気事業会計規則に定められた方法によって算出した貯蔵品の払出単価等をいいます。）によって算定いたします。 (ﾛ)　土地費は，工事費に含みません。ただし，架空供給側接続設備の経過地に当社が地役権を設定する場合は，その設定にともなう費用（地役権の登記に要する費用を除きます。）の50パーセントに相当する金額を工事費に含みます。 (ﾊ)　架空供給側接続設備の経過地に建造物を構築しない等架空供給側接続設備に支障を及ぼさないことを条件とする補償契約を締結する場合は，その線下補償費の50パーセントに相当する金額を工事費に含みます。 (ﾆ)　残地補償費は，補償費と明らかに区分されている場合に限り，工事費に含みます。 (ﾎ)　建設分担関連費は，電気事業会計規則等に定められた電気事業固定資産に振り替えられる範囲に限り，工事費に含みます。 (ﾍ)　契約者の希望により暫定的に利用される供給設備を施設する場合の工事費は，73（臨時工事費）に準じて算定いたします。 ロ　契約者が標準設計をこえる設計によることを希望される場合の工事費は，イに準じて算定いたします。 ハ　低圧または高圧で供給する場合で，（２）イ(ｲ)に該当し，かつ，その工事費を（１）イ(ｲ)に定める超過こう長１メートル当たりの金額にもとづいて算定することが適当と認められるときは，イおよびロにかかわらず，標準設計をこえる設計で施設される供給設備の工事費および標準設計工事費をいずれも（１）イ(ｲ)にもとづいて算定いたします。この場合，超過こう長１メートル当たりの金額を新たに施設される供給側接続設備の全工事こう長に適用して工事費を算定いたします。 ニ　当社が将来の需要を考慮してあらかじめ施設した鉄塔，管路等を利用して供給する場合は，新たに施設される電線路に必要とされる回線数，管路孔数等に応じて次によ

託送供給等約款新旧比較表

託送供給等約款（令和６年 10 月１日実施）	託送供給等約款（令和７年４月１日実施）
り算定した金額を電線路の工事費に算入いたします。 (ｲ)　鉄塔を利用して電気を供給する場合 工事費 × 使用回線数 / 施設回線数 (ﾛ)　管路等を利用して電気を供給する場合 工事費 × 使用孔数 / 施設孔数－予備孔数 ホ　当社が特別高圧で供給する電気について，使用開始後３年以内の供給設備を利用する場合は，新たに利用される部分を新たに施設される供給側接続設備とみなします。 なお，この場合の工事費は，（１）ロ(ｲ) a に準じて算定いたします。 ヘ　（２）ロの場合の工事費は，次のとおりといたします。 (ｲ)　高圧で供給する場合 （１）イ(ｲ)に定める超過こう長１メートル当たりの金額にもとづいて算定することが適当と認められる場合は，イまたはロにかかわらず，その工事費を（１）イ(ｲ)にもとづいて算定いたします。この場合，超過こう長１メートル当たりの金額を新たに施設される供給側接続設備の全工事こう長に適用して算定いたします。 (ﾛ)　特別高圧で供給する場合 契約者が標準設計をこえる設計によることを希望される場合を除き，イにかかわらず，（１）ロ(ｲ) a および(ﾛ)によって算定いたします。 なお，21（予備送電サービス）によって当社が供給する場合で，供給側接続設備（専用供給設備および予備供給設備を除きます。）と予備供給設備とをあわせて施設	り算定した金額を電線路の工事費に算入いたします。 (ｲ)　鉄塔を利用して電気を供給する場合 工事費 × 使用回線数 / 施設回線数 (ﾛ)　管路等を利用して電気を供給する場合 工事費 × 使用孔数 / 施設孔数－予備孔数 ホ　当社が特別高圧で供給する電気について，使用開始後３年以内の供給設備を利用する場合は，新たに利用される部分を新たに施設される供給側接続設備とみなします。 なお，この場合の工事費は，（１）ロ(ｲ) a に準じて算定いたします。 ヘ　（２）ロの場合（特別高圧で供給する場合は，標準電圧20,000ボルト，60,000ボルトまたは140,000ボルトで当社が供給するときに限ります。）の工事費は，次のとおりといたします。 (ｲ)　高圧で供給する場合 （１）イ(ｲ)に定める超過こう長１メートル当たりの金額にもとづいて算定することが適当と認められる場合は，イまたはロにかかわらず，その工事費を（１）イ(ｲ)にもとづいて算定いたします。この場合，超過こう長１メートル当たりの金額を新たに施設される供給側接続設備の全工事こう長に適用して算定いたします。 (ﾛ)　特別高圧で供給する場合 契約者が標準設計をこえる設計によることを希望される場合を除き，イにかかわらず，（１）ロ(ｲ) a および(ﾛ)によって算定いたします。 なお，21（予備送電サービス）によって当社が供給する場合で，供給側接続設備（専用供給設備および予備供給設備を除きます。）と予備供給設備とをあわせて施設

託送供給等約款新旧比較表

託送供給等約款（令和６年 10 月１日実施）	託送供給等約款（令和７年４月１日実施）
するときの予備供給設備の工事費は，（１）ロ(ｲ) a の該当欄の単価の20パーセントを適用して算定いたします。 ト　低圧または高圧で供給する場合で，工事費を当社が定める単位当たりの金額にもとづいて算定することが適当と認められるとき（ハおよびヘ(ｲ)の場合を除きます。）は，イまたはロにかかわらず，工事費を当該金額にもとづいて算定いたします。 （５）　特例区域等の契約者が新たに接続供給を開始し，または接続送電サービス契約電力を増加される場合（新たに接続供給を開始される場合で，当該接続供給を開始される前から引き続き当社の供給設備を利用され，かつ，下位の供給電圧に変更されるときを除きます。）で，これにともない当社が新たに供給地点への供給設備を施設するときには，当社は，（１）または（２）にかかわらず，その工事費の全額を工事費負担金として契約者から申し受けます。 なお，この場合の工事費負担金は，（２）の場合に準じて算定いたします。 （６）　分割接続供給の場合の供給地点への供給設備の工事費負担金は，（１），（２），（３）または（５）の場合に準じて算定し，双方の契約者と当社との協議のうえ，一方または双方の契約者から申し受けます。この場合，工事費負担金の算定上，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービス契約電力を接続送電サービス契約電力とみなします。	するときの予備供給設備の工事費は，（１）ロ(ｲ) a の該当欄の単価の20パーセントを適用して算定いたします。 ト　低圧または高圧で供給する場合で，工事費を当社が定める単位当たりの金額にもとづいて算定することが適当と認められるとき（ハおよびヘ(ｲ)の場合を除きます。）は，イまたはロにかかわらず，工事費を当該金額にもとづいて算定いたします。 （５）　特例区域等の契約者が新たに接続供給を開始し，または接続送電サービス契約電力を増加される場合（新たに接続供給を開始される場合で，当該接続供給を開始される前から引き続き当社の供給設備を利用され，かつ，下位の供給電圧に変更されるときを除きます。）で，これにともない当社が新たに供給地点への供給設備を施設するときには，当社は，（１）または（２）にかかわらず，その工事費の全額を工事費負担金として契約者から申し受けます。 なお，この場合の工事費負担金は，（２）の場合に準じて算定いたします。 （６）　分割接続供給の場合の供給地点への供給設備の工事費負担金は，（１），（２），（３）または（５）の場合に準じて算定し，双方の契約者と当社との協議のうえ，一方または双方の契約者から申し受けます。この場合，工事費負担金の算定上，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービス契約電力を接続送電サービス契約電力とみなします。
71　工事費負担金の申受けおよび精算 （１）　当社は，工事費負担金を原則として工事着手前に契約者または発電契約者から申し受けます。 なお，９（検討および契約の申込み）（４）にもとづき系統連系保証金を申し受けた場合は，系統連系保証金を工事費負担金に充当いたします。 （２）　工事費負担金は，次の場合には，工事完成後すみやかに精算するものといたします。 イ　70（供給地点への供給設備の工事費負担金）（１）にもとづき算定される場合は，次に該当するとき。 (ｲ)　設計変更等により，架空供給側接続設備または地中供給側接続設備のいずれかの	**71　工事費負担金の申受けおよび精算** （１）　当社は，工事費負担金を原則として工事着手前に契約者または発電契約者から申し受けます。 なお，９（検討および契約の申込み）（４）にもとづき系統連系保証金を申し受けた場合または51（契約の変更）（６）ハにもとづき混雑緩和プロセスに関する保証金を申し受けた場合は，系統連系保証金または混雑緩和プロセスに関する保証金を工事費負担金に充当いたします。 （２）　工事費負担金は，次の場合には，工事完成後すみやかに精算するものといたします。 イ　70（供給地点への供給設備の工事費負担金）（１）にもとづき算定される場合は，次に該当するとき。 (ｲ)　設計変更等により，架空供給側接続設備または地中供給側接続設備のいずれかの

託送供給等約款新旧比較表

託送供給等約款（令和６年 10 月１日実施）	託送供給等約款（令和７年４月１日実施）
工事こう長の変更の差異が５パーセントをこえる場合	工事こう長の変更の差異が５パーセントをこえる場合
(ﾛ)　その他特別の事情により，工事費負担金に差異が生じた場合	(ﾛ)　その他特別の事情により，工事費負担金に差異が生じた場合
ロ　67（受電地点への供給設備の工事費負担金），68（受電用計量器等の工事費負担金），69（会社間連系設備の工事費負担金），70（供給地点への供給設備の工事費負担金）（２）（70〔供給地点への供給設備の工事費負担金〕（１）の超過こう長１メートル当たりの金額にもとづいて工事費を算定する場合は，イに準ずるものといたします。）および70（供給地点への供給設備の工事費負担金）（３）にもとづき算定される場合は，次に該当するとき。	ロ　67（受電地点への供給設備の工事費負担金），68（受電用計量器等の工事費負担金），69（会社間連系設備の工事費負担金），70（供給地点への供給設備の工事費負担金）（２）（70〔供給地点への供給設備の工事費負担金〕（１）の超過こう長１メートル当たりの金額にもとづいて工事費を算定する場合は，イに準ずるものといたします。）および70（供給地点への供給設備の工事費負担金）（３）にもとづき算定される場合は，次に該当するとき。
(ｲ)　低圧または高圧で受電または供給する場合	(ｲ)　低圧または高圧で受電または供給する場合
a　設計変更により，電柱（鉄塔，鉄柱を含みます。），電線および変圧器等の主要材料の規格が変更となる場合，または主要材料の数量の変更（低圧引込線を除きます。）の差異が５パーセントをこえる場合	a　設計変更により，電柱（鉄塔，鉄柱を含みます。），電線および変圧器等の主要材料の規格が変更となる場合，または主要材料の数量の変更（低圧引込線を除きます。）の差異が５パーセントをこえる場合
b　設計時と払出時との間で材料費の単価に変動が生じた場合（設計から払出しまでの期間が短いときを除きます。）	b　設計時と払出時との間で材料費の単価に変動が生じた場合（設計から払出しまでの期間が短いときを除きます。）
c　その他特別の事情により，工事費負担金に著しい差異が生じた場合	c　その他特別の事情により，工事費負担金に著しい差異が生じた場合
(ﾛ)　特別高圧で受電または供給する場合	(ﾛ)　特別高圧で受電または供給する場合
原則としてすべての場合	原則としてすべての場合
（３）　当社は，工事費負担金を申し受けて施設した受電側接続設備または供給側接続設備の全部または一部を他の契約者または発電契約者と共用する供給設備として利用することがあります。 なお，当社が特別高圧で受電または供給する電気について，その利用が供給設備の使用開始後３年以内に行なわれる場合で，その受電側接続設備または供給側接続設備を使用開始したときにさかのぼって２以上の契約者または発電契約者が共用する供給設備として算定した場合の工事費負担金が既に申し受けた工事費負担金を下回るときは，その差額をお返しいたします。	（３）　当社は，工事費負担金を申し受けて施設した受電側接続設備または供給側接続設備の全部または一部を他の契約者または発電契約者と共用する供給設備として利用することがあります。 なお，当社が特別高圧で受電または供給する電気について，その利用が供給設備の使用開始後３年以内に行なわれる場合で，その受電側接続設備または供給側接続設備を使用開始したときにさかのぼって２以上の契約者または発電契約者が共用する供給設備として算定した場合の工事費負担金が既に申し受けた工事費負担金を下回るときは，その差額をお返しいたします。
（４）　当社は，67（受電地点への供給設備の工事費負担金）（２）イ(ﾊ)に定める供給設備の全部または一部を他の契約者または発電契約者と共用する供給設備として利用することがあります。 なお，当社が受電する電気または特別高圧で供給する電気について，その利用が供給	（４）　当社は，67（受電地点への供給設備の工事費負担金）（２）イ(ﾊ)に定める供給設備の全部または一部を他の契約者または発電契約者と共用する供給設備として利用することがあります。 なお，当社が受電する電気または特別高圧で供給する電気について，その利用が供給

託送供給等約款新旧比較表

託送供給等約款（令和６年 10 月１日実施）	託送供給等約款（令和７年４月１日実施）
設備の使用開始後３年以内に行なわれる場合で，その供給設備を使用開始したときにさかのぼって２以上の契約者または発電契約者が共用する供給設備として算定した場合の工事費負担金が既に申し受けた工事費負担金を下回るときは，原則としてその差額をお返しいたします。	設備の使用開始後３年以内に行なわれる場合で，その供給設備を使用開始したときにさかのぼって２以上の契約者または発電契約者が共用する供給設備として算定した場合の工事費負担金が既に申し受けた工事費負担金を下回るときは，原則としてその差額をお返しいたします。
（５） 当社は，契約者または発電契約者の承諾をえて，専用供給設備を専用供給設備以外の供給設備に変更することがあります。 なお，その変更が供給設備の使用開始後10年以内に行なわれる場合は，その専用供給設備を使用開始したときにさかのぼって専用供給設備以外の供給設備として算定した工事費負担金と，既に申し受けた工事費負担金との差額をお返しいたします。	（５） 当社は，契約者または発電契約者の承諾をえて，専用供給設備を専用供給設備以外の供給設備に変更することがあります。 なお，その変更が供給設備の使用開始後10年以内に行なわれる場合は，その専用供給設備を使用開始したときにさかのぼって専用供給設備以外の供給設備として算定した工事費負担金と，既に申し受けた工事費負担金との差額をお返しいたします。
（６） 低圧または高圧で供給する場合，居住用の分譲地として整備された地域等において，原則として１年以内にすべての建物が施設される場合で，すべての供給地点について２以上の契約者が共同して申込みをされたときまたはすべての供給地点について契約者から申込みがあり，かつ，一括して工事費負担金を算定することを希望されるときには，当社は，施設を予定しているすべての建物に対する工事こう長のうち無償こう長に供給地点の数の70パーセントの値を乗じてえた値をこえる部分を超過こう長として算定される70（供給地点への供給設備の工事費負担金）（１）の工事費負担金を当初に申し受けます。 また，工事費負担金契約書（74〔工事費等に関する契約書の作成〕に定める工事費等に関する契約書をいいます。）に定める期日に既に供給を開始している供給地点の数により工事費負担金を精算いたします。この場合の精算の対象となる工事こう長は，共同して申込みをされた供給地点の数と供給を開始した供給地点の数とが異なる場合であっても，施設された供給設備に応じたものといたします。	（６） 低圧または高圧で供給する場合，居住用の分譲地として整備された地域等において，原則として１年以内にすべての建物が施設される場合で，すべての供給地点について２以上の契約者が共同して申込みをされたときまたはすべての供給地点について契約者から申込みがあり，かつ，一括して工事費負担金を算定することを希望されるときには，当社は，施設を予定しているすべての建物に対する工事こう長のうち無償こう長に供給地点の数の70パーセントの値を乗じてえた値をこえる部分を超過こう長として算定される70（供給地点への供給設備の工事費負担金）（１）の工事費負担金を当初に申し受けます。 また，工事費負担金契約書（74〔工事費等に関する契約書の作成〕に定める工事費等に関する契約書をいいます。）に定める期日に既に供給を開始している供給地点の数により工事費負担金を精算いたします。この場合の精算の対象となる工事こう長は，共同して申込みをされた供給地点の数と供給を開始した供給地点の数とが異なる場合であっても，施設された供給設備に応じたものといたします。
72 供給開始に至らないで契約を廃止または変更される場合の費用の申受け （１） 託送供給開始に至らないで接続供給契約または振替供給契約を廃止または変更される場合 供給設備の一部または全部を施設した後，契約者または需要者の都合によって託送供給の開始に至らないで接続供給契約または振替供給契約を廃止または変更される場合は，当社は，要した費用の実費を契約者から申し受けます。	**72 供給開始に至らないで契約を廃止または変更される場合等の費用の申受け** （１） 託送供給開始に至らないで接続供給契約または振替供給契約を廃止または変更される場合 供給設備の一部または全部を施設した後，契約者または需要者の都合によって託送供給の開始に至らないで接続供給契約または振替供給契約を廃止または変更される場合は，当社は，要した費用の実費を契約者から申し受けます。

託送供給等約款新旧比較表

託送供給等約款（令和６年 10 月１日実施）	託送供給等約款（令和７年４月１日実施）
なお，実際に供給設備の工事を行なわなかった場合であっても，測量監督等に費用を要したときは，その実費を契約者から申し受けます。 また，分割接続供給の場合は，要した費用の実費を双方の契約者と当社との協議のうえ，一方または双方の契約者から申し受けます。	なお，実際に供給設備の工事を行なわなかった場合であっても，測量監督等に費用を要したときは，その実費を契約者から申し受けます。 また，分割接続供給の場合は，要した費用の実費を双方の契約者と当社との協議のうえ，一方または双方の契約者から申し受けます。
（２） 発電量調整供給開始に至らないで発電量調整供給契約を廃止または変更される場合 供給設備の一部または全部を施設した後，発電契約者または発電者の都合によって発電量調整供給の開始に至らないで発電量調整供給契約を廃止または変更される場合等は，当社は，要した費用の実費を発電契約者から申し受けます。ただし，発電契約者との間で電源接続案件一括検討プロセスにもとづき工事費負担金補償金を定める場合は，供給設備の工事を行なう前であっても，原則としてその金額を発電契約者から申し受けます。 なお，電力広域的運営推進機関送配電等業務指針に定める保証金を返還する事情に該当する場合は，当社は，系統連系保証金をお返しいたします。 また，実際に供給設備の工事を行なわなかった場合であっても，測量監督等に費用を要したときは，その実費を発電契約者から申し受けます。	（２） 発電量調整供給開始に至らないで発電量調整供給契約を廃止または変更される場合 供給設備の一部または全部を施設した後，発電契約者または発電者の都合によって発電量調整供給の開始に至らないで発電量調整供給契約を廃止または変更される場合等は，当社は，要した費用の実費を発電契約者から申し受けます。ただし，発電契約者との間で電源接続案件一括検討プロセスにもとづき工事費負担金補償金を定める場合は，供給設備の工事を行なう前であっても，原則としてその金額を発電契約者から申し受けます。 なお，電力広域的運営推進機関送配電等業務指針に定める保証金を返還する事情に該当する場合は，当社は，系統連系保証金をお返しいたします。 また，実際に供給設備の工事を行なわなかった場合であっても，測量監督等に費用を要したときは，その実費を発電契約者から申し受けます。
	（３） 混雑緩和プロセスにともなう供給設備の変更を中止される場合等の費用の申受け 混雑緩和プロセスにともない供給設備の一部または全部を変更した後，発電契約者または発電者の都合によって供給設備の変更を中止される場合等は，当社は，要した費用の実費を発電契約者から申し受けます。ただし，発電契約者との間で混雑緩和プロセスにもとづき工事費負担金補償金を定める場合は，供給設備の工事を行なう前であっても，原則としてその金額を発電契約者から申し受けます。 なお，電力広域的運営推進機関送配電等業務指針に定める混雑緩和プロセスに関する保証金を返還する事情に該当する場合は，当社は，混雑緩和プロセスに関する保証金をお返しいたします。 また，実際に供給設備の工事を行なわなかった場合であっても，測量監督等に費用を要したときは，その実費を発電契約者から申し受けます。

託送供給等約款新旧比較表

託送供給等約款（令和６年 10 月１日実施）	託送供給等約款（令和７年４月１日実施）
附　　則 **１　実　施　期　日** この約款は，令和~~６~~年~~10~~月１日から実施いたします。	**附　　則** **１　実　施　期　日** この約款は，令和７年４月１日から実施いたします。
４　揚水発電設備等が設置された需要場所に接続供給を行なう場合の特別措置 （１）に定める適用範囲に該当する接続供給契約で，あらかじめ契約者から申出がある場合は，料金および必要となるその他の供給条件は次のとおりといたします。 （１）　適　用　範　囲 イ　~~揚水発電設備または蓄電池（以下「~~揚水発電設備等~~」といいます。）~~が設置された需要場所に供給され揚水または蓄電された接続供給に係る電気が，当該需要場所以外の需要場所に託送供給される場合であること。 ロ　イの接続供給に係る電気と，それ以外の電気（揚水発電設備等が設置された需要場所内で使用される電気や揚水発電設備等が設置された需要場所内で発電または放電された電気等をいいます。）とを，物理的に区分する等，何らかの方法で明確に区分が可能となるよう措置されており，(ｲ)および(ﾛ)を明確に区分して定めることが可能であること。ただし，技術上，経済上，やむをえない場合等特別の事情がある場合は，(ｲ)および(ﾛ)をあらかじめ契約者と当社との協議により定めることがあります。 (ｲ)　当該供給地点におけるイの接続供給に係る電気に相当する最大電力（キロワット），最大電流（アンペア）または最大容量（キロボルトアンペア）（以下「揚水最大電力等」といいます。）およびそれ以外の電気の最大電力，最大電流または最大容量（以下「その他最大電力等」といいます。） (ﾛ)　当該供給地点におけるイの接続供給に係る電気に相当する電力量（以下「揚水等接続供給電力量」といいます。）およびそれ以外の電気の電力量（以下「その他接続供給電力量」といいます。） ハ　イおよびロにおける揚水発電設備等については，あらかじめ定められた順序または手続き等にしたがって揚水または蓄電および発電または放電を制御することが可能な	**４　揚水発電設備等が設置された需要場所に接続供給を行なう場合の特別措置** （１）に定める適用範囲に該当する接続供給契約で，あらかじめ契約者から申出がある場合は，料金および必要となるその他の供給条件は次のとおりといたします。 （１）　適　用　範　囲 イ　揚水発電設備等が設置された需要場所に供給され揚水または蓄電された接続供給に係る電気が，当該需要場所以外の需要場所に託送供給される場合であること。 ロ　イの接続供給に係る電気と，それ以外の電気（揚水発電設備等が設置された需要場所内で使用される電気や揚水発電設備等が設置された需要場所内で発電または放電された電気等をいいます。）とを，物理的に区分する等，何らかの方法で明確に区分が可能となるよう措置されており，(ｲ)および(ﾛ)を明確に区分して定めることが可能であること。ただし，技術上，経済上，やむをえない場合等特別の事情がある場合は，(ｲ)および(ﾛ)をあらかじめ契約者と当社との協議により定めることがあります。 (ｲ)　当該供給地点におけるイの接続供給に係る電気に相当する最大電力（キロワット），最大電流（アンペア）または最大容量（キロボルトアンペア）（以下「揚水最大電力等」といいます。）およびそれ以外の電気の最大電力，最大電流または最大容量（以下「その他最大電力等」といいます。） (ﾛ)　当該供給地点におけるイの接続供給に係る電気に相当する電力量（以下「揚水等接続供給電力量」といいます。）およびそれ以外の電気の電力量（以下「その他接続供給電力量」といいます。） ハ　イおよびロにおける揚水発電設備等については，あらかじめ定められた順序または手続き等にしたがって揚水または蓄電および発電または放電を制御することが可能な

託送供給等約款新旧比較表

託送供給等約款（令和６年 10 月１日実施）	託送供給等約款（令和７年４月１日実施）
ものであること。	ものであること。
（２） 接続送電サービス料金または臨時接続送電サービス料金	（２） 接続送電サービス料金または臨時接続送電サービス料金
接続送電サービス料金または臨時接続送電サービス料金は，供給地点ごとに，あらかじめ１年ごとに契約者と当社との協議により揚水発電設備等における揚水または蓄電および発電等に係る電気の損失率（以下「揚水等損失率」といいます。）を定め，19（接続送電サービス）（３）イ(ﾛ) c，(ﾊ) c，(ﾆ) c，(ﾎ) c，(ﾍ) c，(ﾄ) c，ロ(ｲ) c，(ﾛ) c，(ﾊ) c，ハ(ｲ) c，(ﾛ) c もしくは(ﾊ) c，または，20（臨時接続送電サービス）（３）イ(ﾛ) c，(ﾆ) c，ロ(ﾊ)もしくはハ(ﾊ)の適用にあたっては，接続送電サービス料金または臨時接続送電サービス料金の算定上，イ(ｲ)または(ﾛ)により，接続供給課金対象電力または接続供給課金対象電力量を定め，接続送電サービス契約電力，接続送電サービス契約電流，接続送電サービス契約容量，臨時接続送電サービス契約電流，臨時接続送電サービス契約容量もしくは臨時接続送電サービス契約電力または接続供給電力量に代えて適用いたします。	接続送電サービス料金または臨時接続送電サービス料金は，供給地点ごとに，あらかじめ１年ごとに契約者と当社との協議により揚水発電設備等における揚水または蓄電および発電等に係る電気の損失率（以下「揚水等損失率」といいます。）を定め，19（接続送電サービス）（３）イ(ﾛ) c，(ﾊ) c，(ﾆ) c，(ﾎ) c，(ﾍ) c，(ﾄ) c，ロ(ｲ) c，(ﾛ) c，(ﾊ) c，ハ(ｲ) c，(ﾛ) c もしくは(ﾊ) c，または，20（臨時接続送電サービス）（３）イ(ﾛ) c，(ﾆ) c，ロ(ﾊ)もしくはハ(ﾊ)の適用にあたっては，接続送電サービス料金または臨時接続送電サービス料金の算定上，イ(ｲ)または(ﾛ)により，接続供給課金対象電力または接続供給課金対象電力量を定め，接続送電サービス契約電力，接続送電サービス契約電流，接続送電サービス契約容量，臨時接続送電サービス契約電流，臨時接続送電サービス契約容量もしくは臨時接続送電サービス契約電力または接続供給電力量に代えて適用いたします。
なお，高圧または特別高圧で供給する場合で，１年を通じて最大需要電力等が夜間時間に発生するときのピークシフト電力は，19（接続送電サービス）（４）ロにかかわらず，ロといたします。	なお，高圧または特別高圧で供給する場合で，１年を通じて最大需要電力等が夜間時間に発生するときのピークシフト電力は，19（接続送電サービス）（４）ロにかかわらず，ロといたします。
イ 接続供給課金対象電力または接続供給課金対象電力量	イ 接続供給課金対象電力または接続供給課金対象電力量
(ｲ) 接続供給課金対象電力	(ｲ) 接続供給課金対象電力
当該供給地点における接続供給課金対象電力（キロワット）は，次のとおりといたします。ただし，接続供給課金対象電力の算定上，10アンペアを１キロワットと，１キロボルトアンペアを１キロワットとみなします。	当該供給地点における接続供給課金対象電力（キロワット）は，次のとおりといたします。ただし，接続供給課金対象電力の算定上，10アンペアを１キロワットと，１キロボルトアンペアを１キロワットとみなします。
接続供給課金対象電力＝揚水最大電力等×揚水等損失率 ＋その他最大電力等	接続供給課金対象電力＝揚水最大電力等×揚水等損失率 ＋その他最大電力等
(ﾛ) 接続供給課金対象電力量	(ﾛ) 接続供給課金対象電力量
当該供給地点における接続供給課金対象電力量は，次のとおりといたします。	当該供給地点における接続供給課金対象電力量は，次のとおりといたします。

託送供給等約款新旧比較表

託送供給等約款（令和６年 10 月１日実施）	託送供給等約款（令和７年４月１日実施）
接続供給課金対象電力量＝揚水等接続供給電力量×揚水等損失率 ＋その他接続供給電力量	接続供給課金対象電力量＝揚水等接続供給電力量×揚水等損失率 ＋その他接続供給電力量
ロ　１年を通じての最大需要電力等が夜間時間に発生する場合のピークシフト電力 高圧または特別高圧で供給する場合のピークシフト電力は，需要者の負荷移行により昼間時間から夜間時間に移行された増分電力をいい，その需要者の接続送電サービス契約電力からその需要者の１年を通じての昼間時間における接続供給電力の最大値を差し引いた値を上限として，夜間時間に移行する負荷設備の容量（キロワット），揚水最大電力等およびその他最大電力等ならびに揚水等損失率等にもとづき，あらかじめ契約者と当社との協議によって定めます。 なお，各月の昼間時間における接続供給電力の最大値の実績等から，ピークシフト電力が不適当と認められる場合には，すみやかにピークシフト電力を適正なものに変更していただきます。	ロ　１年を通じての最大需要電力等が夜間時間に発生する場合のピークシフト電力 高圧または特別高圧で供給する場合のピークシフト電力は，需要者の負荷移行により昼間時間から夜間時間に移行された増分電力をいい，その需要者の接続送電サービス契約電力からその需要者の１年を通じての昼間時間における接続供給電力の最大値を差し引いた値を上限として，夜間時間に移行する負荷設備の容量（キロワット），揚水最大電力等およびその他最大電力等ならびに揚水等損失率等にもとづき，あらかじめ契約者と当社との協議によって定めます。 なお，各月の昼間時間における接続供給電力の最大値の実績等から，ピークシフト電力が不適当と認められる場合には，すみやかにピークシフト電力を適正なものに変更していただきます。
ハ　そ　　の　　他 (ｲ)　19（接続送電サービス）（３）イ(ｲ) a に該当する場合は，19（接続送電サービス）（３）イ(ﾛ) a，(ﾊ) a または(ﾆ) a にかかわらず，電灯標準接続送電サービス，電灯時間帯別接続送電サービスまたは電灯従量接続送電サービス（自己等への電気の供給の用に供する接続供給の場合に限ります。）を適用いたします。 (ﾛ)　20（臨時接続送電サービス）（３）イ(ｲ) a に該当する場合は，20（臨時接続送電サービス）（３）イ(ﾛ) a にかかわらず，電灯臨時接続送電サービスを適用いたします。 (ﾊ)　20（臨時接続送電サービス）（３）イ(ﾊ) a に該当する場合は，20（臨時接続送電サービス）（３）イ(ﾆ) a にかかわらず，動力臨時接続送電サービスを適用いたします。	ハ　そ　　の　　他 (ｲ)　19（接続送電サービス）（３）イ(ｲ) a に該当する場合は，19（接続送電サービス）（３）イ(ﾛ) a，(ﾊ) a または(ﾆ) a にかかわらず，電灯標準接続送電サービス，電灯時間帯別接続送電サービスまたは電灯従量接続送電サービス（自己等への電気の供給の用に供する接続供給の場合に限ります。）を適用いたします。 (ﾛ)　20（臨時接続送電サービス）（３）イ(ｲ) a に該当する場合は，20（臨時接続送電サービス）（３）イ(ﾛ) a にかかわらず，電灯臨時接続送電サービスを適用いたします。 (ﾊ)　20（臨時接続送電サービス）（３）イ(ﾊ) a に該当する場合は，20（臨時接続送電サービス）（３）イ(ﾆ) a にかかわらず，動力臨時接続送電サービスを適用いたします。
（３）　電力および電力量の算定 当社または当社の供給区域で事業を営む配電事業者が指定する系統安定上必要な調整機能を有する揚水発電設備等であって別途当社または当社の供給区域で事業を営む配電事業者と調整に関する契約を締結する設備が設置された需要場所に接続供給を行なう場合で，電気の使用に係る調整を行なうときは，接続対象計画電力量，接続対象計画差対応補給電力量および接続対象計画差対応余剰電力量は，31（電力および電力量の算定）	（３）　電力および電力量の算定 当社または当社の供給区域で事業を営む配電事業者が指定する系統安定上必要な調整機能を有する揚水発電設備等であって別途当社または当社の供給区域で事業を営む配電事業者と調整に関する契約を締結する設備が設置された需要場所に接続供給を行なう場合で，電気の使用に係る調整を行なうときは，接続対象計画電力量，接続対象計画差対応補給電力量および接続対象計画差対応余剰電力量は，31（電力および電力量の算定）

託送供給等約款新旧比較表

託送供給等約款（令和６年 10 月１日実施）	託送供給等約款（令和７年４月１日実施）
(12)，(22)および(23)にかかわらず，次のとおりといたします。	(12)，(22)および(23)にかかわらず，次のとおりといたします。
イ　接続対象計画電力量 接続対象計画電力量は，30分ごとの接続対象電力量の計画値（供給地点が複数ある場合はその合計といたします。）で，契約者があらかじめ電力広域的運営推進機関を通じて当社に通知するものといたします。 なお，当社または当社の供給区域で事業を営む配電事業者が指定する系統安定上必要な調整機能を有する揚水発電設備等であって別途当社または当社の供給区域で事業を営む配電事業者と調整に関する契約を締結する設備が設置された需要場所に接続供給を行なう場合で，電気の使用に係る調整を行なうときは，契約者は，別途，当該供給地点における30分ごとの接続対象電力量の計画値をあらかじめ電力広域的運営推進機関を通じて当社に通知するものといたします。	イ　接続対象計画電力量 接続対象計画電力量は，30分ごとの接続対象電力量の計画値（供給地点が複数ある場合はその合計といたします。）で，契約者があらかじめ電力広域的運営推進機関を通じて当社に通知するものといたします。 なお，当社または当社の供給区域で事業を営む配電事業者が指定する系統安定上必要な調整機能を有する揚水発電設備等であって別途当社または当社の供給区域で事業を営む配電事業者と調整に関する契約を締結する設備が設置された需要場所に接続供給を行なう場合で，電気の使用に係る調整を行なうときは，契約者は，別途，当該供給地点における30分ごとの接続対象電力量の計画値をあらかじめ電力広域的運営推進機関を通じて当社に通知するものといたします。
ロ　接続対象計画差対応補給電力量 接続対象計画差対応補給電力量は，30分ごとの接続対象電力量がその30分における接続対象計画電力量を上回る場合に，30分ごとに，次の式により算定された値といたします。ただし，接続対象計画差対応補給電力量の算定上，当社または当社の供給区域で事業を営む配電事業者が指定する系統安定上必要な調整機能を有する揚水発電設備等であって別途当社または当社の供給区域で事業を営む配電事業者と調整に関する契約を締結する設備が設置された需要場所に接続供給を行なう場合で，電気の使用に係る調整を行なったとき（揚水発電設備等の故障等が発生したときを除きます。）は，31（電力および電力量の算定）（８）にかかわらず，当該供給地点におけるその30分ごとの接続対象電力量の計画値にもとづき算定される当該供給地点におけるその30分ごとの接続供給電力量の計画値を当該供給地点におけるその30分ごとの接続供給電力量とみなし，接続対象電力量を算定いたします。 接続対象計画差対応補給電力量＝接続対象電力量 －接続対象計画電力量	ロ　接続対象計画差対応補給電力量 接続対象計画差対応補給電力量は，30分ごとの接続対象電力量がその30分における接続対象計画電力量を上回る場合に，30分ごとに，次の式により算定された値といたします。ただし，接続対象計画差対応補給電力量の算定上，当社または当社の供給区域で事業を営む配電事業者が指定する系統安定上必要な調整機能を有する揚水発電設備等であって別途当社または当社の供給区域で事業を営む配電事業者と調整に関する契約を締結する設備が設置された需要場所に接続供給を行なう場合で，電気の使用に係る調整を行なったとき（揚水発電設備等の故障等が発生したときを除きます。）は，31（電力および電力量の算定）（８）にかかわらず，当該供給地点におけるその30分ごとの接続対象電力量の計画値にもとづき算定される当該供給地点におけるその30分ごとの接続供給電力量の計画値を当該供給地点におけるその30分ごとの接続供給電力量とみなし，接続対象電力量を算定いたします。 接続対象計画差対応補給電力量＝接続対象電力量 －接続対象計画電力量
ハ　接続対象計画差対応余剰電力量 接続対象計画差対応余剰電力量は，30分ごとの接続対象電力量がその30分における	ハ　接続対象計画差対応余剰電力量 接続対象計画差対応余剰電力量は，30分ごとの接続対象電力量がその30分における

託送供給等約款新旧比較表

託送供給等約款（令和６年 10 月１日実施）	託送供給等約款（令和７年４月１日実施）
接続対象計画電力量を下回る場合に，30分ごとに，次の式により算定された値といたします。ただし，接続対象計画差対応余剰電力量の算定上，当社または当社の供給区域で事業を営む配電事業者が指定する系統安定上必要な調整機能を有する揚水発電設備等であって別途当社または当社の供給区域で事業を営む配電事業者と調整に関する契約を締結する設備が設置された需要場所に接続供給を行なう場合で，電気の使用に係る調整を行なったとき（揚水発電設備等の故障等が発生したときを除きます。）は，31（電力および電力量の算定）（８）にかかわらず，当該供給地点におけるその30分ごとの接続対象電力量の計画値にもとづき算定される当該供給地点におけるその30分ごとの接続供給電力量の計画値を当該供給地点におけるその30分ごとの接続供給電力量とみなし，接続対象電力量を算定いたします。 接続対象計画差対応余剰電力量＝接続対象計画電力量 －接続対象電力量	接続対象計画電力量を下回る場合に，30分ごとに，次の式により算定された値といたします。ただし，接続対象計画差対応余剰電力量の算定上，当社または当社の供給区域で事業を営む配電事業者が指定する系統安定上必要な調整機能を有する揚水発電設備等であって別途当社または当社の供給区域で事業を営む配電事業者と調整に関する契約を締結する設備が設置された需要場所に接続供給を行なう場合で，電気の使用に係る調整を行なったとき（揚水発電設備等の故障等が発生したときを除きます。）は，31（電力および電力量の算定）（８）にかかわらず，当該供給地点におけるその30分ごとの接続対象電力量の計画値にもとづき算定される当該供給地点におけるその30分ごとの接続供給電力量の計画値を当該供給地点におけるその30分ごとの接続供給電力量とみなし，接続対象電力量を算定いたします。 接続対象計画差対応余剰電力量＝接続対象計画電力量 －接続対象電力量
（４）　計量器等の取付け 料金の算定上必要な計量器等については，63（計量器等の取付け）によるものといたします。また，これに加え，（１）イの接続供給に係る電気と，それ以外の電気（揚水発電設備等が設置された需要場所内で使用される電気や揚水発電設備等が設置された需要場所内で発電または放電された電気等をいいます。）とを，（１）ロによって区分する場合には，区分するために必要な計量器およびその付属装置は，原則として，当社の所有とし，当社の負担で取り付けます。	（４）　計量器等の取付け 料金の算定上必要な計量器等については，63（計量器等の取付け）によるものといたします。また，これに加え，（１）イの接続供給に係る電気と，それ以外の電気（揚水発電設備等が設置された需要場所内で使用される電気や揚水発電設備等が設置された需要場所内で発電または放電された電気等をいいます。）とを，（１）ロによって区分する場合には，区分するために必要な計量器およびその付属装置は，原則として，当社の所有とし，当社の負担で取り付けます。
（５）　供給電圧と計量電圧が異なる場合の取扱い 接続供給電力量および最大需要電力等は，30（計量）および附則７（受電電圧および供給電圧と計量電圧が異なる場合の取扱い）にかかわらず，供給電圧と異なった電圧で計量することがあります。この場合，接続供給電力量および最大需要電力等は，計量された接続供給電力量および最大需要電力等を，供給電圧と同位にするために，あらかじめ契約者と当社との協議によって定められた計量損失率によって修正したものといたします。	（５）　供給電圧と計量電圧が異なる場合の取扱い 接続供給電力量および最大需要電力等は，30（計量）および附則７（受電電圧および供給電圧と計量電圧が異なる場合の取扱い）にかかわらず，供給電圧と異なった電圧で計量することがあります。この場合，接続供給電力量および最大需要電力等は，計量された接続供給電力量および最大需要電力等を，供給電圧と同位にするために，あらかじめ契約者と当社との協議によって定められた計量損失率によって修正したものといたします。
（６）　分割接続供給の場合の取扱い	（６）　分割接続供給の場合の取扱い

託送供給等約款新旧比較表

託送供給等約款（令和６年 10 月１日実施）	託送供給等約款（令和７年４月１日実施）
イ　この特別措置の適用を希望される場合は，あらかじめ双方の契約者で協議のうえ，当社へ申し出ていただきます。 ロ　この特別措置は，それぞれの契約者に係る接続送電サービスまたは臨時接続送電サービスに適用するものとし，それぞれの契約者に係る接続送電サービスまたは臨時接続送電サービスの取扱いは，（１）および（２）に準ずるものといたします。また，この場合は，33（料金の算定）(10)または(11)にもとづき料金の調整を行なうために，１供給地点につき，１接続送電サービスまたは１臨時接続送電サービスを適用したときの接続送電サービスまたは臨時接続送電サービスにおいてもこの特別措置を適用するものとし，当該接続送電サービスまたは臨時接続送電サービスの取扱いは，（１）および（２）に準ずるものといたします。 なお，揚水等損失率は，あらかじめ１年ごとに双方の契約者と当社との協議により供給地点ごとに定め，それぞれの契約者に係る接続送電サービス料金または臨時接続送電サービス料金および１供給地点につき，１接続送電サービスまたは１臨時接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービス料金または臨時接続送電サービス料金の算定にあたり，同一の値を使用するものといたします。	イ　この特別措置の適用を希望される場合は，あらかじめ双方の契約者で協議のうえ，当社へ申し出ていただきます。 ロ　この特別措置は，それぞれの契約者に係る接続送電サービスまたは臨時接続送電サービスに適用するものとし，それぞれの契約者に係る接続送電サービスまたは臨時接続送電サービスの取扱いは，（１）および（２）に準ずるものといたします。また，この場合は，33（料金の算定）(10)または(11)にもとづき料金の調整を行なうために，１供給地点につき，１接続送電サービスまたは１臨時接続送電サービスを適用したときの接続送電サービスまたは臨時接続送電サービスにおいてもこの特別措置を適用するものとし，当該接続送電サービスまたは臨時接続送電サービスの取扱いは，（１）および（２）に準ずるものといたします。 なお，揚水等損失率は，あらかじめ１年ごとに双方の契約者と当社との協議により供給地点ごとに定め，それぞれの契約者に係る接続送電サービス料金または臨時接続送電サービス料金および１供給地点につき，１接続送電サービスまたは１臨時接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービス料金または臨時接続送電サービス料金の算定にあたり，同一の値を使用するものといたします。
５　発電量調整供給契約についての特別措置［再生可能エネルギー発電設備］ （１）　契約者が特定契約を締結している場合もしくは特定送配電事業者が特定契約を締結している場合または契約者が当社と再生可能エネルギー電気卸供給契約を締結し，指定した再生可能エネルギー発電設備から電気を調達する場合は，原則として，契約者または特定送配電事業者との間で発電量調整供給契約を締結し，特例発電バランシンググループを設定していただきます。この場合，契約者が締結する特定契約に係る発電設備，特定送配電事業者が締結する特定契約に係る発電設備および当社との再生可能エネルギー電気卸供給契約に係る発電設備は，同一のバランシンググループに属することはできないものといたします。 （２）　（１）により発電量調整供給契約を締結する場合において，発電量調整供給契約（発電者から電気を受電する場合に限ります。）の申込みに先立ち，契約者（当社と再生可能エネルギー電気卸供給契約を締結する契約者を除きます。）または特定送配電事業者は，受電地点特定番号を明らかにして，申込書（当社所定の様式によります。）により，受電側	５　発電量調整供給契約についての特別措置［再生可能エネルギー発電設備］ （１）　契約者が特定契約を締結している場合もしくは特定送配電事業者が特定契約を締結している場合または契約者が当社と再生可能エネルギー電気卸供給契約を締結し，指定した再生可能エネルギー発電設備から電気を調達する場合は，原則として，契約者または特定送配電事業者との間で発電量調整供給契約を締結し，特例発電バランシンググループを設定していただきます。この場合，契約者が締結する特定契約に係る再生可能エネルギー発電設備，特定送配電事業者が締結する特定契約に係る再生可能エネルギー発電設備および当社との再生可能エネルギー電気卸供給契約に係る再生可能エネルギー発電設備は，同一のバランシンググループに属することはできないものといたします。 （２）　（１）により発電量調整供給契約を締結する場合において，発電量調整供給契約（発電者から電気を受電する場合に限ります。）の申込みに先だち，契約者（当社と再生可能エネルギー電気卸供給契約を締結する契約者を除きます。）または特定送配電事業者は，受電地点特定番号を明らかにして，申込書（当社所定の様式によります。）により，受電側

託送供給等約款新旧比較表

託送供給等約款（令和６年 10 月１日実施）	託送供給等約款（令和７年４月１日実施）
接続検討の申込みをしていただきます。	接続検討の申込みをしていただきます。
（３） （１）により発電量調整供給契約を締結する場合において，発電者が特定契約を締結する電気事業者の変更を希望され，または契約者が当社もしくは特定送配電事業者との再生可能エネルギー電気卸供給契約の変更を希望されることにともない当該発電者に係る発電量調整供給契約を変更するときは，当社は，51（契約の変更）（３）に準じて契約を変更していただくことがあります。	（３） （１）により発電量調整供給契約を締結する場合において，発電者が特定契約を締結する電気事業者の変更を希望され，または契約者が当社もしくは特定送配電事業者との再生可能エネルギー電気卸供給契約の変更を希望されることにともない当該発電者に係る発電量調整供給契約を変更するときは，当社は，51（契約の変更）（３）に準じて契約を変更していただくことがあります。
（４） （１）により発電量調整供給契約を締結する場合において，契約者が特定送配電事業者と再生可能エネルギー電気卸供給契約を締結し，指定した再生可能エネルギー発電設備から電気を調達することを希望されるときは，契約者は，当社が受電地点において発電量調整供給を行なう際に必要となる事項について，特定送配電事業者が当社に通知する旨を承諾した文書を提出していただきます。	（４） （１）により発電量調整供給契約を締結する場合において，契約者が特定送配電事業者と再生可能エネルギー電気卸供給契約を締結し，指定した再生可能エネルギー発電設備から電気を調達することを希望されるときは，契約者は，当社が受電地点において発電量調整供給を行なう際に必要となる事項について，特定送配電事業者が当社に通知する旨を承諾した文書を提出していただきます。
（５） （１）により発電量調整供給契約を締結する場合において，契約者（特定送配電事業者が契約者となる場合を除きます。）が希望されるときは，契約者の指定する発電バランシンググループ（当該発電バランシンググループにおける特定契約が平成28年４月１日以降に締結され，かつ，再生可能エネルギー特別措置法第２条第３項第５号に定めるバイオマスを電気に変換する認定発電設備〔以下「バイオマス発電設備」といいます。〕であって化石燃料を混焼するもの〔再生可能エネルギー特別措置法施行規則第14条第８号ニに定める地域資源バイオマス発電設備を除きます。〕であるときを除きます。）に係る料金および必要となるその他の供給条件は次のとおりといたします。	（５） （１）により発電量調整供給契約を締結する場合において，契約者（特定送配電事業者が契約者となる場合を除きます。）が希望されるときは，契約者の指定する発電バランシンググループ（当該発電バランシンググループにおける特定契約が平成28年４月１日以降に締結され，かつ，再生可能エネルギー特別措置法第２条第３項第５号に定めるバイオマスを電気に変換する認定発電設備〔以下「バイオマス発電設備」といいます。〕であって化石燃料を混焼するもの〔再生可能エネルギー特別措置法施行規則第14条第８号ニに定める地域資源バイオマス発電設備を除きます。〕であるときを除きます。）に係る料金および必要となるその他の供給条件は次のとおりといたします。
イ　８（契約の要件）（２）イは，適用いたしません。	イ　８（契約の要件）（２）イは，適用いたしません。
ロ　発電量調整供給に係る料金は，18（料金）（２）にかかわらず，18（料金）（２）に定める料金，ホにより算定されるインバランスリスク料および再生可能エネルギー予測誤差対応調整力確保料といたします。ただし，契約者が当社と再生可能エネルギー電気卸供給契約を締結し，指定した再生可能エネルギー発電設備から電気を調達する場合は，インバランスリスク料および再生可能エネルギー予測誤差対応調整力確保料は申し受けません。	ロ　発電量調整供給に係る料金は，18（料金）（２）にかかわらず，18（料金）（２）に定める料金，ホにより算定されるインバランスリスク料および再生可能エネルギー予測誤差対応調整力確保料といたします。ただし，契約者が当社と再生可能エネルギー電気卸供給契約を締結し，指定した再生可能エネルギー発電設備から電気を調達する場合は，インバランスリスク料および再生可能エネルギー予測誤差対応調整力確保料は申し受けません。
ハ　特例発電バランシンググループに係る発電量調整供給の料金単価は，23（発電量調整受電計画差対応電力）（２）イ(ハ)およびロ(ハ)にかかわらず，託送供給等約款料金算定規則第29条（卸電力取引所が公表する額に限ります。）にもとづき，30分ごとに算定	ハ　特例発電バランシンググループに係る発電量調整供給の料金単価は，23（発電量調整受電計画差対応電力）（２）イ(ハ)およびロ(ハ)にかかわらず，託送供給等約款料金算定規則第29条（卸電力取引所が公表する額に限ります。）にもとづき，30分ごとに算定

託送供給等約款新旧比較表

託送供給等約款（令和６年 10 月１日実施）	託送供給等約款（令和７年４月１日実施）
される金額といたします。 ただし，契約者が特定契約を締結している場合の特例発電バランシンググループに係る発電量調整供給の料金単価は，23（発電量調整受電計画差対応電力）（２）イ(ハ)およびロ(ハ)にかかわらず，託送供給等約款料金算定規則附則第３条（卸電力取引所が公表する額に限ります。）にもとづき，30分ごとに算定される金額といたします。 この場合，23（発電量調整受電計画差対応電力）（２）イ(ロ)およびロ(ロ)にかかわらず，発電量調整受電計画差対応補給電力料金は，特例発電バランシンググループに係る発電量調整供給およびその他の発電バランシンググループに係る発電量調整供給について，それぞれ23（発電量調整受電計画差対応電力）（２）イ(ロ)に準じて算定したものの合計とし，発電量調整受電計画差対応余剰電力料金は，特例発電バランシンググループに係る発電量調整供給およびその他の発電バランシンググループに係る発電量調整供給について，それぞれ23（発電量調整受電計画差対応電力）（２）ロ(ロ)に準じて算定したものの合計といたします。 ニ　特例発電バランシンググループに係る給電指令時補給電力料金単価は，26（給電指令時補給電力）（２）ニにかかわらず，託送供給等約款料金算定規則第29条（卸電力取引所が公表する額に限ります。）にもとづき，30分ごとに算定される金額といたします。 なお，契約者が特定契約を締結している場合の特例発電バランシンググループに係る給電指令時補給電力料金単価は，26（給電指令時補給電力）（２）ニにかかわらず，託送供給等約款料金算定規則附則第３条（卸電力取引所が公表する額に限ります。）にもとづき，30分ごとに算定される金額といたします。ただし，39（給電指令の実施等）（２）ホの場合で，ノンファーム電源に対して出力の抑制を実施したときの給電指令時補給電力料金単価は，39（給電指令の実施等）（５）により補給される電気を使用されているときの翌日取引を行なうための卸電力取引市場における30分ごとの売買取引の価格（売買取引に係る電力の受渡しが連系設備の送電容量等による制限を受けるものとして当社の供給区域において売買取引を行なうものに限ります。）に消費税等相当額を加えた金額とし，当社が30分ごとに設定するものといたします。 この場合，26（給電指令時補給電力）（２）ロにかかわらず，給電指令時補給電力料金は，特例発電バランシンググループに係る補給およびその他の発電バランシンググループに係る補給について，それぞれ26（給電指令時補給電力）（２）ロに準じて算定	される金額といたします。 ただし，契約者が特定契約を締結している場合の特例発電バランシンググループに係る発電量調整供給の料金単価は，23（発電量調整受電計画差対応電力）（２）イ(ハ)およびロ(ハ)にかかわらず，託送供給等約款料金算定規則附則第３条（卸電力取引所が公表する額に限ります。）にもとづき，30分ごとに算定される金額といたします。 この場合，23（発電量調整受電計画差対応電力）（２）イ(ロ)およびロ(ロ)にかかわらず，発電量調整受電計画差対応補給電力料金は，特例発電バランシンググループに係る発電量調整供給およびその他の発電バランシンググループに係る発電量調整供給について，それぞれ23（発電量調整受電計画差対応電力）（２）イ(ロ)に準じて算定したものの合計とし，発電量調整受電計画差対応余剰電力料金は，特例発電バランシンググループに係る発電量調整供給およびその他の発電バランシンググループに係る発電量調整供給について，それぞれ23（発電量調整受電計画差対応電力）（２）ロ(ロ)に準じて算定したものの合計といたします。 ニ　特例発電バランシンググループに係る給電指令時補給電力料金単価は，26（給電指令時補給電力）（２）ニにかかわらず，託送供給等約款料金算定規則第29条（卸電力取引所が公表する額に限ります。）にもとづき，30分ごとに算定される金額といたします。 なお，契約者が特定契約を締結している場合の特例発電バランシンググループに係る給電指令時補給電力料金単価は，26（給電指令時補給電力）（２）ニにかかわらず，託送供給等約款料金算定規則附則第３条（卸電力取引所が公表する額に限ります。）にもとづき，30分ごとに算定される金額といたします。ただし，39（給電指令の実施等）（２）ホの場合で，ノンファーム電源に対して出力の抑制を実施したときの給電指令時補給電力料金単価は，39（給電指令の実施等）（５）により補給される電気を使用されているときの翌日取引を行なうための卸電力取引市場における30分ごとの売買取引の価格（売買取引に係る電力の受渡しが連系設備の送電容量等による制限を受けるものとして当社の供給区域において売買取引を行なうものに限ります。）に消費税等相当額を加えた金額とし，当社が30分ごとに設定するものといたします。 この場合，26（給電指令時補給電力）（２）ロにかかわらず，給電指令時補給電力料金は，特例発電バランシンググループに係る補給およびその他の発電バランシンググループに係る補給について，それぞれ26（給電指令時補給電力）（２）ロに準じて算定

託送供給等約款新旧比較表

託送供給等約款（令和６年 10 月１日実施）	託送供給等約款（令和７年４月１日実施）
したものの合計といたします。	したものの合計といたします。
ホ　インバランスリスク料は，特例発電バランシンググループにおける30分ごとの発電量調整受電電力量にインバランスリスク単価を適用してえられる金額のその１月の合計（合計額が負となる場合は零といたします。）といたします。また，再生可能エネルギー予測誤差対応調整力確保料は，特例発電バランシンググループにおける30分ごとの発電量調整受電電力量に，再生可能エネルギー予測誤差対応単価（再生可能エネルギー特別措置法施行規則に定める再生可能エネルギー予測誤差対応調整力確保に係る単価をいいます。）を適用してえられる金額のその１月の合計といたします。	ホ　インバランスリスク料は，特例発電バランシンググループにおける30分ごとの発電量調整受電電力量にインバランスリスク単価を適用してえられる金額のその１月の合計（合計額が負となる場合は零といたします。）といたします。また，再生可能エネルギー予測誤差対応調整力確保料は，特例発電バランシンググループにおける30分ごとの発電量調整受電電力量に，再生可能エネルギー予測誤差対応単価（再生可能エネルギー特別措置法施行規則に定める再生可能エネルギー予測誤差対応調整力確保に係る単価をいいます。）を適用してえられる金額のその１月の合計といたします。
ヘ　インバランスリスク料および再生可能エネルギー予測誤差対応調整力確保料について必要となるその他の事項については，発電量調整受電計画差対応補給電力料金に準じて次の各項によるものといたします。	ヘ　インバランスリスク料および再生可能エネルギー予測誤差対応調整力確保料について必要となるその他の事項については，発電量調整受電計画差対応補給電力料金に準じて次の各項によるものといたします。
(ｲ)　29（料金の算定期間）	(ｲ)　29（料金の算定期間）
(ﾛ)　33（料金の算定）	(ﾛ)　33（料金の算定）
(ﾊ)　34（支払義務の発生および支払期日）	(ﾊ)　34（支払義務の発生および支払期日）
(ﾆ)　35（料金その他の支払方法）	(ﾆ)　35（料金その他の支払方法）
(ﾎ)　36（保証金）	(ﾎ)　36（保証金）
(ﾍ)　48（違約金）	(ﾍ)　48（違約金）
(ﾄ)　55（解約等）	(ﾄ)　55（解約等）
ト　当社は，30分ごとの契約者が締結する特定契約または当社もしくは特定送配電事業者との再生可能エネルギー電気卸供給契約に係る発電量調整受電計画電力量を決定し，原則として発電量調整供給実施日の前々日の午後４時までに契約者に通知いたします。 また，当社は，当該発電量調整受電計画電力量の見直しを行ない，変更後の発電量調整受電計画電力量を決定し，原則として発電量調整供給実施日の前日午前６時までに契約者に再通知いたします。 なお，契約者は，必要に応じて発電量調整受電計画電力量の決定に必要となる事項に関する文書を当社に提出していただきます。	ト　当社は，30分ごとの契約者が締結する特定契約または当社もしくは特定送配電事業者との再生可能エネルギー電気卸供給契約に係る発電量調整受電計画電力量を決定し，原則として発電量調整供給実施日の前々日の午後４時までに契約者に通知いたします。 また，当社は，当該発電量調整受電計画電力量の見直しを行ない，変更後の発電量調整受電計画電力量を決定し，原則として発電量調整供給実施日の前日午前６時までに契約者に再通知いたします。 なお，契約者は，必要に応じて発電量調整受電計画電力量の決定に必要となる事項に関する文書を当社に提出していただきます。
チ　ローカル系統における電気の潮流が系統安定度等にもとづき算定される運用可能な容量を超過し，または超過するおそれがある場合で，当社がノンファーム電源の出力	チ　ローカル系統における電気の潮流が系統安定度等にもとづき算定される運用可能な容量を超過し，または超過するおそれがある場合で，当社がノンファーム電源の出力

託送供給等約款新旧比較表

託送供給等約款（令和６年 10 月１日実施）	託送供給等約款（令和７年４月１日実施）
の抑制に係る通知を発電者または契約者に行なったときは，トにかかわらず，契約者は，発電量調整受電計画電力量の見直しを行なっていただきます。	の抑制に係る通知を発電者または契約者に行なったときは，トにかかわらず，契約者は，発電量調整受電計画電力量の見直しを行なっていただきます。
リ　契約者は，発電量調整供給の実施に先だち，変更後の発電量調整受電計画電力量にもとづき発電計画を当社所定の様式により電力広域的運営推進機関を通じて当社に通知していただきます。	リ　契約者は，発電量調整供給の実施に先だち，変更後の発電量調整受電計画電力量にもとづき発電計画を当社所定の様式により電力広域的運営推進機関を通じて当社に通知していただきます。
ヌ　リで定めた計画を変更する必要が生じた場合には，すみやかに当社に通知していただきます。	ヌ　リで定めた計画を変更する必要が生じた場合には，すみやかに当社に通知していただきます。
ル　この料金その他の供給条件の適用を開始した後１年間はこの料金その他の供給条件の適用を継続していただきます。また，この料金その他の供給条件の適用を終了した後１年間はこの料金その他の供給条件を適用いたしません。	ル　この料金その他の供給条件の適用を開始した後１年間はこの料金その他の供給条件の適用を継続していただきます。また，この料金その他の供給条件の適用を終了した後１年間はこの料金その他の供給条件を適用いたしません。
（６）　（１）により発電量調整供給契約を締結する場合において，契約者が当社と再生可能エネルギー電気卸供給契約を締結し，指定した再生可能エネルギー発電設備から電気を調達するときは，契約者の指定する発電バランシンググループ（（５）において，契約者が希望される場合を除きます。）に係る料金および必要となるその他の供給条件は次のとおりといたします。	（６）　（１）により発電量調整供給契約を締結する場合において，契約者が当社と再生可能エネルギー電気卸供給契約を締結し，指定した再生可能エネルギー発電設備から電気を調達するときは，契約者の指定する発電バランシンググループ（（５）において，契約者が希望される場合を除きます。）に係る料金および必要となるその他の供給条件は次のとおりといたします。
イ　発電量調整供給に係る料金は，18（料金）（２）にかかわらず，18（料金）（２）に定める料金およびロにより算定されるインバランスリスク料といたします。	イ　発電量調整供給に係る料金は，18（料金）（２）にかかわらず，18（料金）（２）に定める料金およびロにより算定されるインバランスリスク料といたします。
ロ　インバランスリスク料は，特例発電バランシンググループにおける30分ごとの発電量調整受電電力量にインバランスリスク単価を適用してえられる金額のその１月の合計（合計額が負となる場合は零といたします。）といたします。	ロ　インバランスリスク料は，特例発電バランシンググループにおける30分ごとの発電量調整受電電力量にインバランスリスク単価を適用してえられる金額のその１月の合計（合計額が負となる場合は零といたします。）といたします。
ハ　インバランスリスク料について必要となるその他の事項については，発電量調整受電計画差対応余剰電力料金に準じて次の各項によるものといたします。	ハ　インバランスリスク料について必要となるその他の事項については，発電量調整受電計画差対応余剰電力料金に準じて次の各項によるものといたします。
(ｲ)　29（料金の算定期間）	(ｲ)　29（料金の算定期間）
(ﾛ)　33（料金の算定）	(ﾛ)　33（料金の算定）
(ﾊ)　34（支払義務の発生および支払期日）	(ﾊ)　34（支払義務の発生および支払期日）
(ﾆ)　35（料金その他の支払方法）	(ﾆ)　35（料金その他の支払方法）
（７）　（１）により発電量調整供給契約を締結する発電場所（低圧で受電する場合に限ります。）において，イに該当する複数の発電設備等（各発電設備等の出力が10キロワット未満の場合に限ります。また，特定送配電事業者が特定契約を締結する再生可能エネルギ	（７）　（１）により発電量調整供給契約を締結する発電場所（低圧で受電する場合に限ります。）において，イに該当する複数の発電設備等（各発電設備等の出力が10キロワット未満の場合に限ります。また，特定送配電事業者が特定契約を締結する再生可能エネルギ

託送供給等約款新旧比較表

託送供給等約款（令和６年 10 月１日実施）	託送供給等約款（令和７年４月１日実施）
一発電設備を除きます。）を使用する発電場所で，契約者または発電契約者から適用の申出がある場合は，当分の間，必要となるその他の供給条件は，ロからホのとおりといたします。	一発電設備を除きます。）を使用する発電場所で，契約者または発電契約者から適用の申出がある場合は，当分の間，必要となるその他の供給条件は，ロからホのとおりといたします。
イ　適　　用	イ　適　　用
次のいずれかに該当する場合に適用いたします。	次のいずれかに該当する場合に適用いたします。
(ｲ)　特定契約に係る再生可能エネルギー発電設備とそれ以外の発電設備等を設置する発電場所で，特定契約に係る再生可能エネルギー発電設備以外の電気を発電契約者が受電する場合	(ｲ)　特定契約に係る再生可能エネルギー発電設備とそれ以外の発電設備等を設置する発電場所で，特定契約に係る再生可能エネルギー発電設備以外の電気を発電契約者が受電する場合
(ﾛ)　特定契約に係る再生可能エネルギー発電設備を複数設置する発電場所で，契約者が特定契約を締結する再生可能エネルギー発電設備と当社が特定契約を締結する再生可能エネルギー発電設備が混在する場合または当社の再生可能エネルギー電気卸供給約款にもとづき指定した再生可能エネルギー発電設備から電気を調達する場合	(ﾛ)　特定契約に係る再生可能エネルギー発電設備を複数設置する発電場所で，契約者が特定契約を締結する再生可能エネルギー発電設備と当社が特定契約を締結する再生可能エネルギー発電設備が混在する場合または当社の再生可能エネルギー電気卸供給約款にもとづき指定した再生可能エネルギー発電設備から電気を調達する場合
ロ　供給および契約の単位	ロ　供給および契約の単位
当社は，15（供給および契約の単位）（１）にかかわらず，１発電場所について１系統連系受電サービスを適用（当社が特定契約を締結している場合〔発電契約者が発電者との間で電力受給に関する契約を締結している場合を除きます。〕を除きます。）し，１電気方式，１引込，２計量をもって発電量調整供給を行ないます。この場合，当該発電場所に係る発電バランシンググループは，計量区分ごとに発電バランシンググループを設定していただきます。	当社は，15（供給および契約の単位）（１）にかかわらず，１発電場所について１系統連系受電サービスを適用（当社が特定契約を締結している場合〔発電契約者が発電者との間で電力受給に関する契約を締結している場合を除きます。〕を除きます。）し，１電気方式，１引込，２計量をもって発電量調整供給を行ないます。この場合，当該発電場所に係る発電バランシンググループは，計量区分ごとに発電バランシンググループを設定していただきます。
ハ　計　　量	ハ　計　　量
当社は，30（計量）（１）にかかわらず，発電量調整受電電力量は，受電地点ごとに取り付けた記録型計量器および複数の発電設備等を区分するために取り付けた記録型計量器により，受電電圧と同位の電圧で，30分単位で計量いたします。また，受電地点に取り付けた記録型計量器で計量された電力量と複数の発電設備等を区分するために取り付けた記録型計量器で計量された電力量の差し引きにより，30分ごとに，発電バランシンググループごとに，電力量を仕訳いたします。この場合，31（電力および電力量の算定）の電力および電力量の算定上，仕訳後の電力量を受電地点で計量された電力量とみなします。	当社は，30（計量）（１）にかかわらず，発電量調整受電電力量は，受電地点ごとに取り付けた記録型計量器および複数の発電設備等を区分するために取り付けた記録型計量器により，受電電圧と同位の電圧で，30分単位で計量いたします。また，受電地点に取り付けた記録型計量器で計量された電力量と複数の発電設備等を区分するために取り付けた記録型計量器で計量された電力量の差し引きにより，30分ごとに，発電バランシンググループごとに，電力量を仕訳いたします。この場合，31（電力および電力量の算定）の電力および電力量の算定上，仕訳後の電力量を受電地点で計量された電力量とみなします。
ニ　38（託送供給等の実施）（３）へは，適用いたしません。	ニ　38（託送供給等の実施）（３）へは，適用いたしません。

託送供給等約款新旧比較表

託送供給等約款（令和６年 10 月１日実施）	託送供給等約款（令和７年４月１日実施）
ホ　イの適用を廃止しようとされる場合またはイの適用に該当しなくなった場合は，当該発電場所に係る取扱いを終了させるための適当な処置を行ないます。 なお，必要に応じて契約者，発電契約者および発電者に協力していただきます。	ホ　イの適用を廃止しようとされる場合またはイの適用に該当しなくなった場合は，当該発電場所に係る取扱いを終了させるための適当な処置を行ないます。 なお，必要に応じて契約者，発電契約者および発電者に協力していただきます。
（８）　契約者が化石燃料を混焼するバイオマス発電設備から契約者が締結する特定契約に係る電気を受電する場合，当該バイオマス発電設備に係る発電量調整受電電力量は，次のとおりといたします。	（８）　契約者が化石燃料を混焼するバイオマス発電設備から契約者が締結する特定契約に係る電気を受電する場合，当該バイオマス発電設備に係る発電量調整受電電力量は，次のとおりといたします。
イ　特例発電バランシンググループに係る発電量調整受電電力量は，当該バイオマス発電設備の受電地点で30分ごとに計量された電力量に，当該バイオマス発電設備のバイオマス比率（発電により得られる電気の量に占めるバイオマスを変換して得られる電気の量の割合をいい，特定契約の料金の算定期間ごとに算定される値といたします。）を乗じてえた値とし，30分ごとに算定いたします。	イ　特例発電バランシンググループに係る発電量調整受電電力量は，当該バイオマス発電設備の受電地点で30分ごとに計量された電力量に，当該バイオマス発電設備のバイオマス比率（発電により得られる電気の量に占めるバイオマスを変換して得られる電気の量の割合をいい，特定契約の料金の算定期間ごとに算定される値といたします。）を乗じてえた値とし，30分ごとに算定いたします。
ロ　契約者は，当該バイオマス発電設備の受電地点において他の特例発電バランシンググループに係る発電量調整供給契約等と同一計量する場合は，イの電力量の仕訳に係る順位を，38（託送供給等の実施）（３）へに準じて電力広域的運営推進機関を通じて当社に通知していただきます。	ロ　契約者は，当該バイオマス発電設備の受電地点において他の特例発電バランシンググループに係る発電量調整供給契約等と同一計量する場合は，イの電力量の仕訳に係る順位を，38（託送供給等の実施）（３）へに準じて電力広域的運営推進機関を通じて当社に通知していただきます。
ハ　イのバイオマス比率は，算定後すみやかに契約者から当社に通知していただきます。この場合，当社は，必要に応じて，バイオマス比率の算定根拠に関する文書を契約者から提出していただきます。	ハ　イのバイオマス比率は，算定後すみやかに契約者から当社に通知していただきます。この場合，当社は，必要に応じて，バイオマス比率の算定根拠に関する文書を契約者から提出していただきます。
ニ　特例発電バランシンググループと同一計量する発電バランシンググループに係る発電量調整受電電力量は，当該バイオマス発電設備の受電地点で計量された30分ごとの電力量からイおよびロにより算定された特例発電バランシンググループに係る30分ごとの発電量調整受電電力量を差し引いた値にもとづき，本則に準じて算定いたします。	ニ　特例発電バランシンググループと同一計量する発電バランシンググループに係る発電量調整受電電力量は，当該バイオマス発電設備の受電地点で計量された30分ごとの電力量からイおよびロにより算定された特例発電バランシンググループに係る30分ごとの発電量調整受電電力量を差し引いた値にもとづき，本則に準じて算定いたします。
（９）　その他の事項については，発電契約者および発電者の場合に準ずるものといたします。	（９）　その他の事項については，発電契約者および発電者の場合に準ずるものといたします。
６　離島についての特別措置	６　離島についての特別措置
（１）　系統連系受電サービス料金	（１）　系統連系受電サービス料金
電気事業法第２条第１項第８号イに定める離島（以下「離島」といいます。）における系統連系受電サービス~~料金~~の基本料金は，22（系統連系受電サービス）（３）イにかかわらず，次のとおりといたします。	電気事業法第２条第１項第８号イに定める離島（以下「離島」といいます。）における系統連系受電サービスの基本料金は，22（系統連系受電サービス）（３）イにかかわらず，次のとおりといたします。

託送供給等約款新旧比較表

託送供給等約款（令和６年 10 月１日実施）	託送供給等約款（令和７年４月１日実施）
系統連系受電課金対象電力１キロワットにつき　79円85銭	系統連系受電課金対象電力１キロワットにつき　79円85銭
（２）　発電量調整受電計画差対応補給電力料金単価等 離島における発電量調整受電計画差対応補給電力料金単価，接続対象計画差対応補給電力料金単価，需要抑制量調整受電計画差対応補給電力料金単価または給電指令時補給電力料金単価については，23（発電量調整受電計画差対応電力）（２）イ(ハ)，24（接続対象計画差対応電力）（２）イ(ハ)，25（需要抑制量調整受電計画差対応電力）（２）イ(ハ)，26（給電指令時補給電力）（１）ニまたは（２）ニにかかわらず，次のとおりといたします。	（２）　発電量調整受電計画差対応補給電力料金単価等 離島における発電量調整受電計画差対応補給電力料金単価，接続対象計画差対応補給電力料金単価，需要抑制量調整受電計画差対応補給電力料金単価または給電指令時補給電力料金単価については，23（発電量調整受電計画差対応電力）（２）イ(ハ)，24（接続対象計画差対応電力）（２）イ(ハ)，25（需要抑制量調整受電計画差対応電力）（２）イ(ハ)，26（給電指令時補給電力）（１）ニまたは（２）ニにかかわらず，次のとおりといたします。
１キロワット時につき　71円53銭	１キロワット時につき　71円53銭
（３）　発電量調整受電計画差対応余剰電力料金単価等 離島における発電量調整受電計画差対応余剰電力料金単価，接続対象計画差対応余剰電力料金単価または需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力料金単価については，23（発電量調整受電計画差対応電力）（２）ロ(ハ)，24（接続対象計画差対応電力）（２）ロ(ハ)または25（需要抑制量調整受電計画差対応電力）（２）ロ(ハ)にかかわらず，次のとおりといたします。	（３）　発電量調整受電計画差対応余剰電力料金単価等 離島における発電量調整受電計画差対応余剰電力料金単価，接続対象計画差対応余剰電力料金単価または需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力料金単価については，23（発電量調整受電計画差対応電力）（２）ロ(ハ)，24（接続対象計画差対応電力）（２）ロ(ハ)または25（需要抑制量調整受電計画差対応電力）（２）ロ(ハ)にかかわらず，次のとおりといたします。
１キロワット時につき　23円83銭	１キロワット時につき　23円83銭
10　損害賠償の免責についての特別措置［再生可能エネルギー発電設備］ 発電者が再生可能エネルギー特別措置法附則第４条第１項に定める旧特定供給者に該当する場合で，39（給電指令の実施等）によって発電者の発電を制限し，または中止したことにより，発電者が損害（再生可能エネルギー特別措置法施行規則第14条第８号トにおいて特定契約申込者が補償を求めることができるとされている場合の損害に限ります。）を受けたときは，49（損害賠償の免責）（１）にかかわらず，発電契約者の求めに応じ，当社は，当該損害について，再生可能エネルギー特別措置法施行規則第14条第８号トに定める額を限度として，補償するものといたします。 なお，当社は，同一の原因により発電契約者または発電者の受けた当該損害について，賠償の責めを負いません。	**10　損害賠償の免責についての特別措置［再生可能エネルギー発電設備］** 発電者が再生可能エネルギー特別措置法附則第４条第１項に定める旧特定供給者に該当する場合で，39（給電指令の実施等）によって発電者の発電もしくは放電を制限し，または中止したことにより，発電者が損害（再生可能エネルギー特別措置法施行規則第14条第８号トにおいて特定契約申込者が補償を求めることができるとされている場合の損害に限ります。）を受けたときは，49（損害賠償の免責）（１）にかかわらず，発電契約者の求めに応じ，当社は，当該損害について，再生可能エネルギー特別措置法施行規則第14条第８号トに定める額を限度として，補償するものといたします。 なお，当社は，同一の原因により発電契約者または発電者の受けた当該損害について，賠償の責めを負いません。

託送供給等約款新旧比較表

託送供給等約款（令和６年 10 月１日実施）	託送供給等約款（令和７年４月１日実施）
13　発電量調整供給開始に至らないで発電量調整供給契約を廃止または変更される場合の費用の申受け［電源接続案件募集プロセス］ 供給設備の一部または全部を施設した後，発電契約者または発電者の都合によって発電量調整供給の開始に至らないで発電量調整供給契約を廃止または変更される場合等で，発電契約者との間で電源接続案件募集プロセスにもとづき入札保証金および工事費負担金補償金等を定めるときは，72（供給開始に至らないで契約を廃止または変更される場合の費用の申受け）（２）ただし書にかかわらず，供給設備の工事を行なう前であっても，原則としてその金額を発電契約者から申し受けます。	**13　発電量調整供給開始に至らないで発電量調整供給契約を廃止または変更される場合の費用の申受け［電源接続案件募集プロセス］** 供給設備の一部または全部を施設した後，発電契約者または発電者の都合によって発電量調整供給の開始に至らないで発電量調整供給契約を廃止または変更される場合等で，発電契約者との間で電源接続案件募集プロセスにもとづき入札保証金および工事費負担金補償金等を定めるときは，72（供給開始に至らないで契約を廃止または変更される場合等の費用の申受け）（２）ただし書にかかわらず，供給設備の工事を行なう前であっても，原則としてその金額を発電契約者から申し受けます。
14　軽負荷期等における電気の使用に係る特別措置 （１）　需要者の発電設備の停止または出力の抑制により生じた不足電力の補給にあてるための電気を使用される場合における特別措置 イに定める適用範囲に該当する接続供給契約で，あらかじめ契約者からこの特別措置の適用の申出がある場合の料金および必要となるその他の供給条件は，当分の間，次のとおりといたします。 イ　適　用　範　囲 契約者が次の時間帯に，19（接続送電サービス）（２）ニによって接続送電サービス契約電力を定める供給地点において，需要者の発電設備の停止または出力の抑制により生じた不足電力の補給にあてるための電気を使用する場合に適用いたします。 (ｲ)　軽負荷期（毎年４月１日から５月31日までの期間をいいます。）における毎日午前８時から午後４時までの時間 (ﾛ)　その他期（軽負荷期以外の期間をいいます。）における土曜日，日曜日，「国民の祝日に関する法律」に規定する休日，１月２日，１月３日，12月30日および12月31日の午前８時から午後４時までの時間 (ﾊ)　再生可能エネルギー発電設備出力抑制対象時間（当社が再生可能エネルギー発電設備の出力抑制の可能性または出力抑制の要請を公表した場合における当該出力抑制の対象となる時間帯をいいます。） ロ　特別措置の適用申込みおよび使用の申出	**14　軽負荷期等における電気の使用に係る特別措置** （１）　需要者の発電設備の停止または出力の抑制により生じた不足電力の補給にあてるための電気を使用される場合における特別措置 イに定める適用範囲に該当する接続供給契約で，あらかじめ契約者からこの特別措置の適用の申出がある場合の料金および必要となるその他の供給条件は，当分の間，次のとおりといたします。 イ　適　用　範　囲 契約者が次の時間帯に，19（接続送電サービス）（２）ニによって接続送電サービス契約電力を定める供給地点において，需要者の発電設備の停止または出力の抑制により生じた不足電力の補給にあてるための電気を使用する場合に適用いたします。 (ｲ)　軽負荷期（毎年４月１日から５月31日までの期間をいいます。）における毎日午前８時から午後４時までの時間 (ﾛ)　その他期（軽負荷期以外の期間をいいます。）における土曜日，日曜日，「国民の祝日に関する法律」に規定する休日，１月２日，１月３日，12月30日および12月31日の午前８時から午後４時までの時間 (ﾊ)　再生可能エネルギー発電設備出力抑制対象時間（当社が再生可能エネルギー発電設備の出力抑制の可能性または出力抑制の要請を公表した場合における当該出力抑制の対象となる時間帯をいいます。） ロ　特別措置の適用申込みおよび使用の申出

託送供給等約款新旧比較表

託送供給等約款（令和６年 10 月１日実施）	託送供給等約款（令和７年４月１日実施）
(ｲ)　契約者は，この特別措置の適用を希望する供給地点に係る事項（需要者の名称，需要場所〔供給地点特定番号を含みます。〕）を明らかにして，当社所定の様式により，申込みをしていただきます。	(ｲ)　契約者は，この特別措置の適用を希望する供給地点に係る事項（需要者の名称，需要場所〔供給地点特定番号を含みます。〕）を明らかにして，当社所定の様式により，申込みをしていただきます。
(ﾛ)　原則として，当社が指定する期限までに，使用の申出をしていただきます。	(ﾛ)　原則として，当社が指定する期限までに，使用の申出をしていただきます。
(ﾊ)　15（供給および契約の単位）（２）ロによって当社が分割接続供給を行なう場合で，この特別措置の適用を希望され，需要者の発電設備の停止または出力の抑制により生じた不足電力の補給にあてるための電気を使用されるときは，あらかじめ双方の契約者で協議のうえ，(ｲ)および(ﾛ)に準じて，申込みおよび申出をしていただきます。	(ﾊ)　15（供給および契約の単位）（２）ロによって当社が分割接続供給を行なう場合で，この特別措置の適用を希望され，需要者の発電設備の停止または出力の抑制により生じた不足電力の補給にあてるための電気を使用されるときは，あらかじめ双方の契約者で協議のうえ，(ｲ)および(ﾛ)に準じて，申込みおよび申出をしていただきます。
ハ　接続送電サービス契約電力 接続送電サービス契約電力は，19（接続送電サービス）（２）ニによって定めた値といたします。 なお，19（接続送電サービス）（２）ニの不足電力の補給にあてるための電気の供給分以外の供給分の算定上，この特別措置により電気を使用されたその１月の最大需要電力等は，その１月の最大需要電力等から19（接続送電サービス）（２）ニの契約者と当社との協議によって定めた値を差し引いたものといたします。	ハ　接続送電サービス契約電力 接続送電サービス契約電力は，19（接続送電サービス）（２）ニによって定めた値といたします。 なお，19（接続送電サービス）（２）ニの不足電力の補給にあてるための電気の供給分以外の供給分の算定上，この特別措置により電気を使用されたその１月の最大需要電力等は，その１月の最大需要電力等から19（接続送電サービス）（２）ニの契約者と当社との協議によって定めた値を差し引いたものといたします。
ニ　接続送電サービス料金 この特別措置により電気を使用したときの基本料金は，19（接続送電サービス）（３）ロ(ｲ) c (a)，(ﾛ) c (a)，ハ(ｲ) c (a)または(ﾛ) c (a)における需要者の発電設備の検査，補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気をまったく使用しないときに準じて算定いたします。ただし，その１月にこの特別措置により電気を使用し，かつ，需要者の発電設備の検査，補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気を使用したときの基本料金は，19（接続送電サービス）（３）ロ(ｲ) c (a)，(ﾛ) c (a)，ハ(ｲ) c (a)または(ﾛ) c (a)に準じて算定いたします。	ニ　接続送電サービス料金 この特別措置により電気を使用したときの基本料金は，19（接続送電サービス）（３）ロ(ｲ) c (a)，(ﾛ) c (a)，ハ(ｲ) c (a)または(ﾛ) c (a)における需要者の発電設備の検査，補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気をまったく使用しないときに準じて算定いたします。ただし，その１月にこの特別措置により電気を使用し，かつ，需要者の発電設備の検査，補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気を使用したときの基本料金は，19（接続送電サービス）（３）ロ(ｲ) c (a)，(ﾛ) c (a)，ハ(ｲ) c (a)または(ﾛ) c (a)に準じて算定いたします。
ホ　そ　の　他 (ｲ)当社は，契約者との間で，この特別措置の適用に必要となる事項について，別途覚書を締結することがあります。	ホ　そ　の　他 (ｲ)当社は，契約者との間で，この特別措置の適用に必要となる事項について，別途覚書を締結することがあります。
(ﾛ)　当社は，電気の需給状況その他によってやむをえない場合には，この特別措置の	(ﾛ)　当社は，電気の需給状況その他によってやむをえない場合には，この特別措置の

託送供給等約款新旧比較表

託送供給等約款（令和６年 10 月１日実施）	託送供給等約款（令和７年４月１日実施）
適用をしないことがあります。	適用をしないことがあります。
（２）　１年を通じての最大需要電力等が負荷移行先時間に発生する場合の取扱いについての特別措置	（２）　１年を通じての最大需要電力等が負荷移行先時間に発生する場合の取扱いについての特別措置
イ　19（接続送電サービス）（４）の適用を受ける供給地点において，需要者が土曜日，軽負荷期における平日の午前８時から午後４時までの時間または再生可能エネルギー発電設備出力抑制対象時間に負荷移行を行ない，１年を通じての最大需要電力等が負荷移行先時間（夜間時間，土曜日，軽負荷期における平日の午前８時から午後４時までの時間および再生可能エネルギー発電設備出力抑制対象時間をいいます。）に発生する場合で，契約者と当社との協議が整ったときのその供給地点の各月の接続送電サービス料金は，当分の間，19（接続送電サービス）（４）にかかわらず，19（接続送電サービス）（３）によって算定された金額から(ｲ)によって算定されたピークシフト割引額を差し引いたものといたします。	イ　19（接続送電サービス）（４）の適用を受ける供給地点において，需要者が土曜日，軽負荷期における平日の午前８時から午後４時までの時間または再生可能エネルギー発電設備出力抑制対象時間に負荷移行を行ない，１年を通じての最大需要電力等が負荷移行先時間（夜間時間，土曜日，軽負荷期における平日の午前８時から午後４時までの時間および再生可能エネルギー発電設備出力抑制対象時間をいいます。）に発生する場合で，契約者と当社との協議がととのったときのその供給地点の各月の接続送電サービス料金は，当分の間，19（接続送電サービス）（４）にかかわらず，19（接続送電サービス）（３）によって算定された金額から(ｲ)によって算定されたピークシフト割引額を差し引いたものといたします。
(ｲ)　ピークシフト割引額	(ｲ)　ピークシフト割引額
ピークシフト割引額は，19（接続送電サービス）（４）イに準じて算定された金額といたします。この場合，19（接続送電サービス）（４）イにいうロのピークシフト電力は，(ﾛ)のピークシフト電力といたします。	ピークシフト割引額は，19（接続送電サービス）（４）イに準じて算定された金額といたします。この場合，19（接続送電サービス）（４）イにいうロのピークシフト電力は，(ﾛ)のピークシフト電力といたします。
(ﾛ)　ピークシフト電力	(ﾛ)　ピークシフト電力
ピークシフト電力は，その需要者の接続送電サービス契約電力からその需要者の１年を通じての負荷移行元時間（負荷移行先時間以外の時間をいいます。）における接続供給電力の最大値を差し引いた値を上限として，負荷移行先時間に移行する負荷設備の容量（キロワット）等にもとづき，あらかじめ契約者と当社との協議によって定めます。	ピークシフト電力は，その需要者の接続送電サービス契約電力からその需要者の１年を通じての負荷移行元時間（負荷移行先時間以外の時間をいいます。）における接続供給電力の最大値を差し引いた値を上限として，負荷移行先時間に移行する負荷設備の容量（キロワット）等にもとづき，あらかじめ契約者と当社との協議によって定めます。
なお，分割接続供給の場合は，それぞれの契約者に係るピークシフト電力とあわせて，33（料金の算定）(10)にもとづき料金の調整を行なうために，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用したときのピークシフト電力を，あらかじめ双方の契約者と当社との協議によって定めます。	なお，分割接続供給の場合は，それぞれの契約者に係るピークシフト電力とあわせて，33（料金の算定）(10)にもとづき料金の調整を行なうために，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用したときのピークシフト電力を，あらかじめ双方の契約者と当社との協議によって定めます。
また，各月の負荷移行元時間における接続供給電力の最大値の実績等から，ピークシフト電力が不適当と認められる場合には，すみやかにピークシフト電力を適正なものに変更していただきます。	また，各月の負荷移行元時間における接続供給電力の最大値の実績等から，ピークシフト電力が不適当と認められる場合には，すみやかにピークシフト電力を適正なものに変更していただきます。

託送供給等約款新旧比較表

託送供給等約款（令和６年 10 月１日実施）	託送供給等約款（令和７年４月１日実施）
(ハ)　１年を通じて負荷移行先時間に最大需要電力等が発生しないことが明らかになった場合等については，本取扱いの適用をただちに解消いたします。 なお，それが19（接続送電サービス）（４）の取扱い適用後１年に満たない場合は，既に適用したピークシフト割引額（19〔接続送電サービス〕（４）によって適用したピークシフト割引額を含みます。）の合計金額を本取扱いの適用が解消された月の接続送電サービス料金に加算したものをその月の接続送電サービス料金として算定いたします。	(ハ)　１年を通じて負荷移行先時間に最大需要電力等が発生しないことが明らかになった場合等については，本取扱いの適用をただちに解消いたします。 なお，それが19（接続送電サービス）（４）の取扱い適用後１年に満たない場合は，既に適用したピークシフト割引額（19〔接続送電サービス〕（４）によって適用したピークシフト割引額を含みます。）の合計金額を本取扱いの適用が解消された月の接続送電サービス料金に加算したものをその月の接続送電サービス料金として算定いたします。
(ニ)　この特別措置の適用にともない，19（接続送電サービス）（４）ハに該当する場合であっても，19（接続送電サービス）（４）ハに定める適用後１年に満たない場合の取扱いは適用いたしません。	(ニ)　この特別措置の適用にともない，19（接続送電サービス）（４）ハに該当する場合であっても，19（接続送電サービス）（４）ハに定める適用後１年に満たない場合の取扱いは適用いたしません。
ロ　高圧または特別高圧で供給する場合で，需要者が負荷移行元時間から負荷移行先時間への負荷移行を行なった結果，１年を通じての最大需要電力等が負荷移行先時間に発生し，かつ，契約者が標準接続送電サービスまたは時間帯別接続送電サービスの適用を受け，契約者と当社との協議が整ったときのその供給地点の各月の接続送電サービス料金は，当分の間，19（接続送電サービス）（３）によって算定された金額から(イ)によって算定されたピークシフト割引額を差し引いたものといたします。	ロ　高圧または特別高圧で供給する場合で，需要者が負荷移行元時間から負荷移行先時間への負荷移行を行なった結果，１年を通じての最大需要電力等が負荷移行先時間に発生し，かつ，契約者が標準接続送電サービスまたは時間帯別接続送電サービスの適用を受け，契約者と当社との協議がととのったときのその供給地点の各月の接続送電サービス料金は，当分の間，19（接続送電サービス）（３）によって算定された金額から(イ)によって算定されたピークシフト割引額を差し引いたものといたします。
(イ)　ピークシフト割引額 ピークシフト割引額は，19（接続送電サービス）（４）イに準じて算定された金額といたします。この場合，19（接続送電サービス）（４）イにいうロのピークシフト電力は，(ロ)のピークシフト電力といたします。	(イ)　ピークシフト割引額 ピークシフト割引額は，19（接続送電サービス）（４）イに準じて算定された金額といたします。この場合，19（接続送電サービス）（４）イにいうロのピークシフト電力は，(ロ)のピークシフト電力といたします。
(ロ)　ピークシフト電力 ピークシフト電力は，需要者の負荷移行により負荷移行元時間から負荷移行先時間に移行された増分電力をいい，その需要者の接続送電サービス契約電力からその需要者の１年を通じての負荷移行元時間における接続供給電力の最大値を差し引いた値を上限として，負荷移行先時間に移行する負荷設備の容量（キロワット）等にもとづき，あらかじめ契約者と当社との協議によって定めます。 なお，分割接続供給の場合は，それぞれの契約者に係るピークシフト電力とあわせて，33（料金の算定）(10)にもとづき料金の調整を行なうために，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用したときのピークシフト電力を，あらかじめ双方	(ロ)　ピークシフト電力 ピークシフト電力は，需要者の負荷移行により負荷移行元時間から負荷移行先時間に移行された増分電力をいい，その需要者の接続送電サービス契約電力からその需要者の１年を通じての負荷移行元時間における接続供給電力の最大値を差し引いた値を上限として，負荷移行先時間に移行する負荷設備の容量（キロワット）等にもとづき，あらかじめ契約者と当社との協議によって定めます。 なお，分割接続供給の場合は，それぞれの契約者に係るピークシフト電力とあわせて，33（料金の算定）(10)にもとづき料金の調整を行なうために，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用したときのピークシフト電力を，あらかじめ双方

託送供給等約款新旧比較表

託送供給等約款（令和６年 10 月１日実施）	託送供給等約款（令和７年４月１日実施）
の契約者と当社との協議によって定めます。 また，各月の負荷移行元時間における接続供給電力の最大値の実績等から，ピークシフト電力が不適当と認められる場合には，すみやかにピークシフト電力を適正なものに変更していただきます。 (ハ)　１年を通じて負荷移行先時間に最大需要電力等が発生しないことが明らかになった場合等については，本取扱いの適用をただちに解消いたします。 なお，それが本取扱い適用後１年に満たない場合は，既に適用したピークシフト割引額の合計金額を本取扱いの適用が解消された月の接続送電サービス料金に加算したものをその月の接続送電サービス料金として算定いたします。 ハ　附則４（揚水発電設備等が設置された需要場所に接続供給を行なう場合の特別措置）の適用を受け，かつ，イまたはロの適用を受ける場合のピークシフト電力は，附則４（揚水発電設備等が設置された需要場所に接続供給を行なう場合の特別措置）（２）ロまたはイ(ﾛ)もしくはロ(ﾛ)にかかわらず，その需要者の接続送電サービス契約電力からその需要者の１年を通じての負荷移行元時間における接続供給電力の最大値を差し引いた値を上限として，負荷移行先時間に移行する負荷設備の容量（キロワット），揚水最大電力等およびその他最大電力等ならびに揚水等損失率等にもとづき，あらかじめ契約者と当社との協議によって定めます。 なお，分割接続供給の場合は，それぞれの契約者に係るピークシフト電力とあわせて，33（料金の算定）(10)にもとづき料金の調整を行なうために，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用したときのピークシフト電力を，あらかじめ双方の契約者と当社との協議によって定めます。 また，各月の負荷移行元時間における接続供給電力の最大値の実績等から，ピークシフト電力が不適当と認められる場合には，すみやかにピークシフト電力を適正なものに変更していただきます。	の契約者と当社との協議によって定めます。 また，各月の負荷移行元時間における接続供給電力の最大値の実績等から，ピークシフト電力が不適当と認められる場合には，すみやかにピークシフト電力を適正なものに変更していただきます。 (ハ)　１年を通じて負荷移行先時間に最大需要電力等が発生しないことが明らかになった場合等については，本取扱いの適用をただちに解消いたします。 なお，それが本取扱い適用後１年に満たない場合は，既に適用したピークシフト割引額の合計金額を本取扱いの適用が解消された月の接続送電サービス料金に加算したものをその月の接続送電サービス料金として算定いたします。 ハ　附則４（揚水発電設備等が設置された需要場所に接続供給を行なう場合の特別措置）の適用を受け，かつ，イまたはロの適用を受ける場合のピークシフト電力は，附則４（揚水発電設備等が設置された需要場所に接続供給を行なう場合の特別措置）（２）ロまたはイ(ﾛ)もしくはロ(ﾛ)にかかわらず，その需要者の接続送電サービス契約電力からその需要者の１年を通じての負荷移行元時間における接続供給電力の最大値を差し引いた値を上限として，負荷移行先時間に移行する負荷設備の容量（キロワット），揚水最大電力等およびその他最大電力等ならびに揚水等損失率等にもとづき，あらかじめ契約者と当社との協議によって定めます。 なお，分割接続供給の場合は，それぞれの契約者に係るピークシフト電力とあわせて，33（料金の算定）(10)にもとづき料金の調整を行なうために，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用したときのピークシフト電力を，あらかじめ双方の契約者と当社との協議によって定めます。 また，各月の負荷移行元時間における接続供給電力の最大値の実績等から，ピークシフト電力が不適当と認められる場合には，すみやかにピークシフト電力を適正なものに変更していただきます。
15　再エネ海域利用法に係る特別措置 再エネ海域利用法第８条第１項の規定による海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域の指定に関する国からの要請による受電側接続検討について，電力広域的運営推進機関から依頼を受けた場合は，受電側接続検討の申込みがなされたものとみなし，９（検討	**15　再エネ海域利用法に係る特別措置** 再エネ海域利用法第８条第１項の規定による海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域の指定に関する国からの要請による受電側接続検討について，電力広域的運営推進機関から依頼を受けた場合は，受電側接続検討の申込みがなされたものとみなし，９（検討

託送供給等約款新旧比較表

託送供給等約款（令和６年 10 月１日実施）	託送供給等約款（令和７年４月１日実施）
および契約の申込み）（１）にもとづき受電側接続検討をいたします。この場合，~~検討料~~については，選定事業者を発電者とする発電契約者から申し受けます。	および契約の申込み）（１）にもとづき受電側接続検討をいたします。この場合，調査料については，選定事業者を発電者とする発電契約者から申し受けます。
17　バランシンググループの設定に係る特別措置 契約者，発電契約者または需要抑制契約者が配電事業者（当社供給区域内において事業を営むものに限ります。）の供給区域において配電事業者の託送供給等約款（電気事業法第27条の12の11第１項にもとづき配電事業者が経済産業大臣に届け出たものをいい，電気事業法第27条の12の11第２項ただし書にもとづき経済産業大臣の承認を受けた料金その他の供給条件を含みます。以下「配電事業者の約款」といいます。）により託送供給または電力量調整供給を受ける場合で，当該配電事業者の配電事業に係る業務の一部（発電量調整受電計画差対応電力，接続対象計画差対応電力および需要抑制量調整受電計画差対応電力の不足電力の補給または送電超過分電力もしくは抑制超過分電力の購入ならびに給電指令等により生じた不足電力の補給に係る業務といたします。）について，当該配電事業者と当社との間で受委託に関する契約を締結し，かつ，契約者，発電契約者または需要抑制契約者が当該配電事業者の供給区域における需要場所または発電場所（調整電源に該当する発電場所を除きます。）をこの約款で設定する需要バランシンググループ，発電バランシンググループまたは需要抑制バランシンググループに属することを希望されるときの料金および必要となるその他の供給条件は，当分の間，次のとおりといたします。 （１）　代表契約者の選任 契約者および配電事業者の約款に定める契約者が複数となる場合で，１需要バランシンググループを設定することを希望されるときは，次のとおりとしていただきます。 イ　４（代表契約者の選任）にかかわらず，自己等への電気の供給の用に供するための接続供給契約の場合を除き，１需要バランシンググループを設定することを希望されるすべての者がこの約款にもとづいて当社と接続供給契約を締結するものとし，１接続供給契約における契約者を複数としていただきます。この場合，当該接続供給契約においては１需要バランシンググループを設定するものとし，この約款に関する当社との協議および接続供給の実施に関する事項についての権限を複数の契約者全員から委任された契約者を，代表契約者としてあらかじめ選任していただき，かつ，契約者が行なう，当社との手続きおよび協議，この約款に定める金銭債務の支払い等は，代	**17　バランシンググループの設定に係る特別措置** 契約者，発電契約者または需要抑制契約者が配電事業者（当社供給区域内において事業を営むものに限ります。）の供給区域において配電事業者の託送供給等約款（電気事業法第27条の12の11第１項にもとづき配電事業者が経済産業大臣に届け出たものをいい，電気事業法第27条の12の11第２項ただし書にもとづき経済産業大臣の承認を受けた料金その他の供給条件を含みます。以下「配電事業者の約款」といいます。）により託送供給または電力量調整供給を受ける場合で，当該配電事業者の配電事業に係る業務の一部（発電量調整受電計画差対応電力，接続対象計画差対応電力および需要抑制量調整受電計画差対応電力の不足電力の補給または送電超過分電力もしくは抑制超過分電力の購入ならびに給電指令等により生じた不足電力の補給に係る業務といたします。）について，当該配電事業者と当社との間で受委託に関する契約を締結し，かつ，契約者，発電契約者または需要抑制契約者が当該配電事業者の供給区域における需要場所または発電場所（調整電源に該当する発電場所を除きます。）をこの約款で設定する需要バランシンググループ，発電バランシンググループまたは需要抑制バランシンググループに属することを希望されるときの料金および必要となるその他の供給条件は，当分の間，次のとおりといたします。 （１）　代表契約者の選任 契約者および配電事業者の約款に定める契約者が複数となる場合で，１需要バランシンググループを設定することを希望されるときは，次のとおりとしていただきます。 イ　４（代表契約者の選任）にかかわらず，自己等への電気の供給の用に供するための接続供給契約の場合を除き，１需要バランシンググループを設定することを希望されるすべての者がこの約款にもとづいて当社と接続供給契約を締結するものとし，１接続供給契約における契約者を複数としていただきます。この場合，当該接続供給契約においては１需要バランシンググループを設定するものとし，この約款に関する当社との協議および接続供給の実施に関する事項についての権限を複数の契約者全員から委任された契約者を，代表契約者としてあらかじめ選任していただき，かつ，契約者が行なう，当社との手続きおよび協議，この約款に定める金銭債務の支払い等は，代

託送供給等約款新旧比較表

託送供給等約款（令和６年 10 月１日実施）	託送供給等約款（令和７年４月１日実施）
表契約者を通じて行なっていただきます。また，当社は，契約者との協議および契約者への通知を代表契約者に対して行ないます。ただし，当社は，必要に応じて，代表契約者以外の契約者と，協議等をさせていただくことがあります。	表契約者を通じて行なっていただきます。また，当社は，契約者との協議および契約者への通知を代表契約者に対して行ないます。ただし，当社は，必要に応じて，代表契約者以外の契約者と，協議等をさせていただくことがあります。
ロ　契約者は，配電事業者と締結する接続供給契約においても，イによって代表契約者に選任された契約者を代表契約者としてあらかじめ選任していただきます。ただし，イによって代表契約者に選任された契約者と配電事業者が接続供給契約を締結し，イにおいて１需要バランシンググループを設定する他の契約者が当該配電事業者と接続供給契約を締結しない場合を除きます。	ロ　契約者は，配電事業者と締結する接続供給契約においても，イによって代表契約者に選任された契約者を代表契約者としてあらかじめ選任していただきます。ただし，イによって代表契約者に選任された契約者と配電事業者が接続供給契約を締結し，イにおいて１需要バランシンググループを設定する他の契約者が当該配電事業者と接続供給契約を締結しない場合を除きます。
（２）　契 約 の 要 件	（２）　契 約 の 要 件
需要抑制契約者が需要抑制量調整供給契約を希望される場合で，需要抑制契約者が特定卸供給を行なう事業を営むものであるときは，８（契約の要件）（４）イにかかわらず，次のいずれにも該当すること。	需要抑制契約者が需要抑制量調整供給契約を希望される場合で，需要抑制契約者が特定卸供給を行なう事業を営むものであるときは，８（契約の要件）（４）イにかかわらず，次のいずれにも該当すること。
イ　需要者（配電事業者の約款に定める需要者を含みます。）に対して，次の(ｲ)および(ﾛ)の事項を定めた需要抑制に関する計画を適時に策定し，当該計画にしたがって適切な需要抑制の指示を適時に出すことができること。	イ　需要者（配電事業者の約款に定める需要者を含みます。）に対して，次の(ｲ)および(ﾛ)の事項を定めた需要抑制に関する計画を適時に策定し，当該計画にしたがって適切な需要抑制の指示を適時に出すことができること。
(ｲ)　需要抑制量（１キロワットをこえる電気を抑制しようとするものに限ります。）	(ｲ)　需要抑制量（１キロワットをこえる電気を抑制しようとするものに限ります。）
(ﾛ)　需要抑制の実施頻度および時期	(ﾛ)　需要抑制の実施頻度および時期
ロ　イによってえられた100キロワットをこえる電気（配電事業者の約款に定める需要抑制量調整供給契約における電気を含みます。）を供給しようとするものであること。	ロ　イによってえられた100キロワットをこえる電気（配電事業者の約款に定める需要抑制量調整供給契約における電気を含みます。）を供給しようとするものであること。
ハ　電気の安定かつ適正な供給を確保するための適切な需給管理体制および情報管理体制を確立し，実施および維持することができること。	ハ　電気の安定かつ適正な供給を確保するための適切な需給管理体制および情報管理体制を確立し，実施および維持することができること。
ニ　需要者の保護の観点から適切な情報管理体制を確立し，実施および維持できること。	ニ　需要者の保護の観点から適切な情報管理体制を確立し，実施および維持できること。
ホ　需要者と電力需給に関する契約等を締結している契約者が供給力を確保するよう，当該契約者と需要抑制契約者との間または当該契約者と需要者との間で適切な契約がなされていること。	ホ　需要者と電力需給に関する契約等を締結している契約者が供給力を確保するよう，当該契約者と需要抑制契約者との間または当該契約者と需要者との間で適切な契約がなされていること。
（３）　供給および契約の単位	（３）　供給および契約の単位
イ　接続供給の場合，契約者は配電事業者の供給区域における需要場所について，この約款で設定する需要バランシンググループと同一の需要バランシンググループを設定していただきます。	イ　接続供給の場合，契約者は配電事業者の供給区域における需要場所について，この約款で設定する需要バランシンググループと同一の需要バランシンググループを設定していただきます。

託送供給等約款新旧比較表

託送供給等約款（令和６年 10 月１日実施）	託送供給等約款（令和７年４月１日実施）
ロ　発電量調整供給の場合，発電契約者は配電事業者の供給区域における発電場所（調整電源に該当する場合を除きます。）について，この約款で設定する発電バランシンググループと同一の発電バランシンググループを設定していただきます。	ロ　発電量調整供給の場合，発電契約者は配電事業者の供給区域における発電場所（調整電源に該当する場合を除きます。）について，この約款で設定する発電バランシンググループと同一の発電バランシンググループを設定していただきます。
ハ　需要抑制量調整供給の場合，需要抑制契約者は配電事業者の供給区域における需要場所について，この約款で設定する需要抑制バランシンググループと同一の需要抑制バランシンググループを設定していただきます。 なお，需要抑制契約者は，需要者（配電事業者の約款に定める需要者を含みます。）と電力需給に関する契約等を締結している契約者が同一で，かつ，需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量および需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量の算定方法（31〔電力および電力量の算定〕(14)イまたはロならびに配電事業者の約款に定める需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量および需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量の算定方法をいいます。）が同一となるように需要抑制バランシンググループを設定していただきます。この場合，当該需要場所は複数の需要抑制バランシンググループ（配電事業者の約款で設定する需要抑制バランシンググループを含みます。）に属することはできないものといたします。	ハ　需要抑制量調整供給の場合，需要抑制契約者は配電事業者の供給区域における需要場所について，この約款で設定する需要抑制バランシンググループと同一の需要抑制バランシンググループを設定していただきます。 なお，需要抑制契約者は，需要者（配電事業者の約款に定める需要者を含みます。）と電力需給に関する契約等を締結している契約者が同一で，かつ，需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量および需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量の算定方法（31〔電力および電力量の算定〕(14)イまたはロならびに配電事業者の約款に定める需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量および需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量の算定方法をいいます。）が同一となるように需要抑制バランシンググループを設定していただきます。この場合，当該需要場所は複数の需要抑制バランシンググループ（配電事業者の約款で設定する需要抑制バランシンググループを含みます。）に属することはできないものといたします。
（４）　料　　金	（４）　料　　金
イ　発電量調整受電計画差対応電力 発電バランシンググループにおいて，発電量調整受電計画差対応電力の算定上，23（発電量調整受電計画差対応電力）にかかわらず，次のとおりといたします。	イ　発電量調整受電計画差対応電力 発電バランシンググループにおいて，発電量調整受電計画差対応電力の算定上，23（発電量調整受電計画差対応電力）にかかわらず，次のとおりといたします。
(ｲ)　適　　用 発電バランシンググループにおいて，39（給電指令の実施等）（５）もしくは（６）または配電事業者の約款にもとづき配電事業者が発電契約者または配電事業者の約款に定める発電者に対して給電指令等を実施することにより補給される電気を使用されていないときに適用いたします。	(ｲ)　適　　用 発電バランシンググループにおいて，39（給電指令の実施等）（５）もしくは（６）または配電事業者の約款にもとづき配電事業者が発電契約者または配電事業者の約款に定める発電者に対して給電指令等を実施することにより補給される電気を使用されていないときに適用いたします。
(ﾛ)　発電量調整受電計画差対応電力 a　発電量調整受電計画差対応補給電力 (a)　適　用　範　囲 30分ごとの発電量調整受電電力量（配電事業者の約款に定める発電量調整受電電力量を含みます。）が，その30分の（５）ロの発電量調整受電計画電力量を下	(ﾛ)　発電量調整受電計画差対応電力 a　発電量調整受電計画差対応補給電力 (a)　適　用　範　囲 30分ごとの発電量調整受電電力量（配電事業者の約款に定める発電量調整受電電力量を含みます。）が，その30分の（５）ロの発電量調整受電計画電力量を下

託送供給等約款新旧比較表

託送供給等約款（令和６年 10 月１日実施）	託送供給等約款（令和７年４月１日実施）
回る場合に生じた不足電力の補給にあてるための電気に適用いたします。	回る場合に生じた不足電力の補給にあてるための電気に適用いたします。
(b)　発電量調整受電計画差対応補給電力料金	(b)　発電量調整受電計画差対応補給電力料金
発電量調整受電計画差対応補給電力料金は，30分ごとの発電量調整受電計画差対応補給電力量に(c)の発電量調整受電計画差対応補給電力料金単価を適用してえられる金額のその１月の合計といたします。	発電量調整受電計画差対応補給電力料金は，30分ごとの発電量調整受電計画差対応補給電力量に(c)の発電量調整受電計画差対応補給電力料金単価を適用してえられる金額のその１月の合計といたします。
(c)　発電量調整受電計画差対応補給電力料金単価	(c)　発電量調整受電計画差対応補給電力料金単価
発電量調整受電計画差対応補給電力料金単価は，託送供給等約款料金算定規則第27条にもとづきインバランス料金として算定される金額に消費税等相当額を加えた金額とし，当社が30分ごとに設定するものといたします。	発電量調整受電計画差対応補給電力料金単価は，託送供給等約款料金算定規則第27条にもとづきインバランス料金として算定される金額に消費税等相当額を加えた金額とし，当社が30分ごとに設定するものといたします。
b　発電量調整受電計画差対応余剰電力	b　発電量調整受電計画差対応余剰電力
(a)　適　用　範　囲	(a)　適　用　範　囲
30分ごとの発電量調整受電電力量（配電事業者の約款に定める発電量調整受電電力量を含みます。）が，その30分の（５）ロの発電量調整受電計画電力量を上回る場合の送電超過分電力について，当社が購入する電気に適用いたします。	30分ごとの発電量調整受電電力量（配電事業者の約款に定める発電量調整受電電力量を含みます。）が，その30分の（５）ロの発電量調整受電計画電力量を上回る場合の送電超過分電力について，当社が購入する電気に適用いたします。
(b)　発電量調整受電計画差対応余剰電力料金	(b)　発電量調整受電計画差対応余剰電力料金
発電量調整受電計画差対応余剰電力料金は，30分ごとの発電量調整受電計画差対応余剰電力量に(c)の発電量調整受電計画差対応余剰電力料金単価を適用してえられる金額のその１月の合計といたします。	発電量調整受電計画差対応余剰電力料金は，30分ごとの発電量調整受電計画差対応余剰電力量に(c)の発電量調整受電計画差対応余剰電力料金単価を適用してえられる金額のその１月の合計といたします。
(c)　発電量調整受電計画差対応余剰電力料金単価	(c)　発電量調整受電計画差対応余剰電力料金単価
発電量調整受電計画差対応余剰電力料金単価は，託送供給等約款料金算定規則第27条にもとづきインバランス料金として算定される金額に消費税等相当額を加えた金額とし，当社が30分ごとに設定するものといたします。	発電量調整受電計画差対応余剰電力料金単価は，託送供給等約款料金算定規則第27条にもとづきインバランス料金として算定される金額に消費税等相当額を加えた金額とし，当社が30分ごとに設定するものといたします。
ロ　接続対象計画差対応電力	ロ　接続対象計画差対応電力
需要バランシンググループにおいて，接続対象計画差対応電力の算定上，24（接続対象計画差対応電力）にかかわらず，次のとおりといたします。	需要バランシンググループにおいて，接続対象計画差対応電力の算定上，24（接続対象計画差対応電力）にかかわらず，次のとおりといたします。
(ｲ)　適　　用	(ｲ)　適　　用
39（給電指令の実施等）（４）または配電事業者の約款にもとづき配電事業者が契約者に対して給電指令等を実施することにより補給される電気を使用されていないときに適用いたします。	39（給電指令の実施等）（４）または配電事業者の約款にもとづき配電事業者が契約者に対して給電指令等を実施することにより補給される電気を使用されていないときに適用いたします。

託送供給等約款新旧比較表

託送供給等約款（令和６年 10 月１日実施）	託送供給等約款（令和７年４月１日実施）
(ﾛ)　接続対象計画差対応電力	(ﾛ)　接続対象計画差対応電力
a　接続対象計画差対応補給電力	a　接続対象計画差対応補給電力
(a)　適　用　範　囲	(a)　適　用　範　囲
30分ごとの接続対象電力量（配電事業者の約款に定める接続対象電力量を含みます。）が，その30分の（５）ニの接続対象計画電力量を上回る場合に生じた不足電力の補給にあてるための電気に適用いたします。	30分ごとの接続対象電力量（配電事業者の約款に定める接続対象電力量を含みます。）が，その30分の（５）ニの接続対象計画電力量を上回る場合に生じた不足電力の補給にあてるための電気に適用いたします。
(b)　接続対象計画差対応補給電力料金	(b)　接続対象計画差対応補給電力料金
接続対象計画差対応補給電力料金は，30分ごとの接続対象計画差対応補給電力量に(c)の接続対象計画差対応補給電力料金単価を適用してえられる金額のその１月の合計といたします。	接続対象計画差対応補給電力料金は，30分ごとの接続対象計画差対応補給電力量に(c)の接続対象計画差対応補給電力料金単価を適用してえられる金額のその１月の合計といたします。
(c)　接続対象計画差対応補給電力料金単価	(c)　接続対象計画差対応補給電力料金単価
接続対象計画差対応補給電力料金単価は，託送供給等約款料金算定規則第27条にもとづきインバランス料金として算定される金額に消費税等相当額を加えた金額とし，当社が30分ごとに設定するものといたします。	接続対象計画差対応補給電力料金単価は，託送供給等約款料金算定規則第27条にもとづきインバランス料金として算定される金額に消費税等相当額を加えた金額とし，当社が30分ごとに設定するものといたします。
b　接続対象計画差対応余剰電力	b　接続対象計画差対応余剰電力
(a)　適　用　範　囲	(a)　適　用　範　囲
30分ごとの接続対象電力量（配電事業者の約款に定める接続対象電力量を含みます。）が，その30分の（５）ニの接続対象計画電力量を下回る場合の送電超過分電力について，当社が購入する電気に適用いたします。	30分ごとの接続対象電力量（配電事業者の約款に定める接続対象電力量を含みます。）が，その30分の（５）ニの接続対象計画電力量を下回る場合の送電超過分電力について，当社が購入する電気に適用いたします。
(b)　接続対象計画差対応余剰電力料金	(b)　接続対象計画差対応余剰電力料金
接続対象計画差対応余剰電力料金は，30分ごとの接続対象計画差対応余剰電力量に(c)の接続対象計画差対応余剰電力料金単価を適用してえられる金額のその１月の合計といたします。	接続対象計画差対応余剰電力料金は，30分ごとの接続対象計画差対応余剰電力量に(c)の接続対象計画差対応余剰電力料金単価を適用してえられる金額のその１月の合計といたします。
(c)　接続対象計画差対応余剰電力料金単価	(c)　接続対象計画差対応余剰電力料金単価
接続対象計画差対応余剰電力料金単価は，託送供給等約款料金算定規則第27条にもとづきインバランス料金として算定される金額に消費税等相当額を加えた金額とし，当社が30分ごとに設定するものといたします。	接続対象計画差対応余剰電力料金単価は，託送供給等約款料金算定規則第27条にもとづきインバランス料金として算定される金額に消費税等相当額を加えた金額とし，当社が30分ごとに設定するものといたします。
ハ　需要抑制量調整受電計画差対応電力	ハ　需要抑制量調整受電計画差対応電力
需要抑制バランシンググループにおいて，需要抑制量調整受電計画差対応電力の算	需要抑制バランシンググループにおいて，需要抑制量調整受電計画差対応電力の算

託送供給等約款新旧比較表

託送供給等約款（令和６年 10 月１日実施）	託送供給等約款（令和７年４月１日実施）
定上，25（需要抑制量調整受電計画差対応電力）にかかわらず，次のとおりといたします。	定上，25（需要抑制量調整受電計画差対応電力）にかかわらず，次のとおりといたします。
(ｲ) 適　　用	(ｲ) 適　　用
需要抑制バランシンググループに適用いたします。	需要抑制バランシンググループに適用いたします。
(ﾛ) 需要抑制量調整受電計画差対応電力	(ﾛ) 需要抑制量調整受電計画差対応電力
a 需要抑制量調整受電計画差対応補給電力	a 需要抑制量調整受電計画差対応補給電力
(a) 適　用　範　囲	(a) 適　用　範　囲
30分ごとの需要抑制量調整受電電力量（配電事業者の約款に定める需要抑制量調整受電電力量を含みます。）が，その30分の（５）への需要抑制量調整受電計画電力量を下回る場合に生じた不足電力の補給にあてるための電気に適用いたします。	30分ごとの需要抑制量調整受電電力量（配電事業者の約款に定める需要抑制量調整受電電力量を含みます。）が，その30分の（５）への需要抑制量調整受電計画電力量を下回る場合に生じた不足電力の補給にあてるための電気に適用いたします。
(b) 需要抑制量調整受電計画差対応補給電力料金	(b) 需要抑制量調整受電計画差対応補給電力料金
需要抑制量調整受電計画差対応補給電力料金は，30分ごとの需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量に(c)の需要抑制量調整受電計画差対応補給電力料金単価を適用してえられる金額のその１月の合計といたします。	需要抑制量調整受電計画差対応補給電力料金は，30分ごとの需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量に(c)の需要抑制量調整受電計画差対応補給電力料金単価を適用してえられる金額のその１月の合計といたします。
(c) 需要抑制量調整受電計画差対応補給電力料金単価	(c) 需要抑制量調整受電計画差対応補給電力料金単価
需要抑制量調整受電計画差対応補給電力料金単価は，託送供給等約款料金算定規則第27条にもとづきインバランス料金として算定される金額に消費税等相当額を加えた金額とし，当社が30分ごとに設定するものといたします。	需要抑制量調整受電計画差対応補給電力料金単価は，託送供給等約款料金算定規則第27条にもとづきインバランス料金として算定される金額に消費税等相当額を加えた金額とし，当社が30分ごとに設定するものといたします。
b 需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力	b 需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力
(a) 適　用　範　囲	(a) 適　用　範　囲
30分ごとの需要抑制量調整受電電力量（配電事業者の約款に定める需要抑制量調整受電電力量を含みます。）が，その30分の（５）への需要抑制量調整受電計画電力量を上回る場合の抑制超過分電力について，当社が購入する電気に適用いたします。	30分ごとの需要抑制量調整受電電力量（配電事業者の約款に定める需要抑制量調整受電電力量を含みます。）が，その30分の（５）への需要抑制量調整受電計画電力量を上回る場合の抑制超過分電力について，当社が購入する電気に適用いたします。
(b) 需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力料金	(b) 需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力料金
需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力料金は，30分ごとの需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量に(c)の需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力料金単価を適用してえられる金額のその１月の合計といたします。	需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力料金は，30分ごとの需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量に(c)の需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力料金単価を適用してえられる金額のその１月の合計といたします。

託送供給等約款新旧比較表

託送供給等約款（令和６年 10 月１日実施）	託送供給等約款（令和７年４月１日実施）
(c)　需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力料金単価 需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力料金単価は，託送供給等約款料金算定規則第27条にもとづきインバランス料金として算定される金額に消費税等相当額を加えた金額とし，当社が30分ごとに設定するものといたします。	(c)　需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力料金単価 需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力料金単価は，託送供給等約款料金算定規則第27条にもとづきインバランス料金として算定される金額に消費税等相当額を加えた金額とし，当社が30分ごとに設定するものといたします。
ニ　給電指令時補給電力 発電バランシンググループまたは需要バランシンググループにおいて，給電指令時補給電力の算定上，26（給電指令時補給電力）にかかわらず，次のとおりといたします。	ニ　給電指令時補給電力 発電バランシンググループまたは需要バランシンググループにおいて，給電指令時補給電力の算定上，26（給電指令時補給電力）にかかわらず，次のとおりといたします。
(ｲ)　契約者に係る給電指令時補給電力料金	(ｲ)　契約者に係る給電指令時補給電力料金
a　適　用　範　囲 39（給電指令の実施等）（４）または配電事業者の約款にもとづき配電事業者が契約者に対して給電指令等を実施することにより補給される電気を使用されているときに適用いたします。	a　適　用　範　囲 39（給電指令の実施等）（４）または配電事業者の約款にもとづき配電事業者が契約者に対して給電指令等を実施することにより補給される電気を使用されているときに適用いたします。
b　給電指令時補給電力料金 給電指令時補給電力料金は，ｃに定める30分ごとの給電指令時補給電力量にｄの給電指令時補給電力料金単価を適用してえられる金額のその１月の合計といたします。	b　給電指令時補給電力料金 給電指令時補給電力料金は，ｃに定める30分ごとの給電指令時補給電力量にｄの給電指令時補給電力料金単価を適用してえられる金額のその１月の合計といたします。
c　給電指令時補給電力量 給電指令時補給電力量は，給電指令等の間，（５）ヌにより30分ごとに算定された値といたします。	c　給電指令時補給電力量 給電指令時補給電力量は，給電指令等の間，（５）ヌにより30分ごとに算定された値といたします。
d　給電指令時補給電力料金単価 給電指令時補給電力料金単価は，託送供給等約款料金算定規則第27条にもとづきインバランス料金として算定される金額に消費税等相当額を加えた金額とし，当社が30分ごとに設定するものといたします。	d　給電指令時補給電力料金単価 給電指令時補給電力料金単価は，託送供給等約款料金算定規則第27条にもとづきインバランス料金として算定される金額に消費税等相当額を加えた金額とし，当社が30分ごとに設定するものといたします。
(ﾛ)　発電契約者に係る給電指令時補給電力料金	(ﾛ)　発電契約者に係る給電指令時補給電力料金
a　適　用　範　囲 39（給電指令の実施等）（５）もしくは（６）または配電事業者の約款にもとづき配電事業者が発電契約者または配電事業者の約款に定める発電者に対して給電指令等を実施することにより補給される電気を使用されているときに，補給される	a　適　用　範　囲 39（給電指令の実施等）（５）もしくは（６）または配電事業者の約款にもとづき配電事業者が発電契約者または配電事業者の約款に定める発電者に対して給電指令等を実施することにより補給される電気を使用されているときに，補給される

託送供給等約款新旧比較表

託送供給等約款（令和６年 10 月１日実施）	託送供給等約款（令和７年４月１日実施）
電気を使用する発電バランシンググループに適用いたします。	電気を使用する発電バランシンググループに適用いたします。
b　給電指令時補給電力料金	b　給電指令時補給電力料金
給電指令時補給電力料金は，ｃに定める30分ごとの給電指令時補給電力量にｄの給電指令時補給電力料金単価を適用してえられる金額のその１月の合計といたします。	給電指令時補給電力料金は，ｃに定める30分ごとの給電指令時補給電力量にｄの給電指令時補給電力料金単価を適用してえられる金額のその１月の合計といたします。
c　給電指令時補給電力量	c　給電指令時補給電力量
給電指令時補給電力量は，給電指令等の間，（５）チにより30分ごとに算定された値といたします。	給電指令時補給電力量は，給電指令等の間，（５）チにより30分ごとに算定された値といたします。
d　給電指令時補給電力料金単価	d　給電指令時補給電力料金単価
給電指令時補給電力料金単価は，託送供給等約款料金算定規則第27条にもとづきインバランス料金として算定される金額に消費税等相当額を加えた金額とし，当社が30分ごとに設定するものといたします。ただし，39（給電指令の実施等）（２）ホの場合で，ノンファーム電源（配電事業者の約款に定めるノンファーム電源を含みます。）に対して出力の抑制を実施したときは，39（給電指令の実施等）（５）により補給される電気を使用されているときの翌日取引を行なうための卸電力取引市場における30分ごとの売買取引の価格（売買取引に係る電力の受渡しが連系設備の送電容量等による制限を受けるものとして当社の供給区域において売買取引を行なうものに限ります。）に消費税等相当額を加えた金額とし，当社が30分ごとに設定するものといたします。また，当社もしくは配電事業者が指定する要件を有する発電設備等またはファーム電源（配電事業者の約款に定めるファーム電源を含みます。）であって別途当社もしくは配電事業者と給電指令時補給電力料金に関する契約を締結する設備については，当該契約によるものといたします。	給電指令時補給電力料金単価は，託送供給等約款料金算定規則第27条にもとづきインバランス料金として算定される金額に消費税等相当額を加えた金額とし，当社が30分ごとに設定するものといたします。ただし，39（給電指令の実施等）（２）ホの場合で，ノンファーム電源（配電事業者の約款に定めるノンファーム電源を含みます。）に対して出力の抑制を実施したときは，39（給電指令の実施等）（５）により補給される電気を使用されているときの翌日取引を行なうための卸電力取引市場における30分ごとの売買取引の価格（売買取引に係る電力の受渡しが連系設備の送電容量等による制限を受けるものとして当社の供給区域において売買取引を行なうものに限ります。）に消費税等相当額を加えた金額とし，当社が30分ごとに設定するものといたします。また，当社もしくは配電事業者が指定する要件を有する発電設備等またはファーム電源（配電事業者の約款に定めるファーム電源を含みます。）であって別途当社もしくは配電事業者と給電指令時補給電力料金に関する契約を締結する設備については，当該契約によるものといたします。
（５）　電力および電力量の算定	（５）　電力および電力量の算定
イ　発電量調整受電計画電力	イ　発電量調整受電計画電力
発電量調整受電計画電力は，31（電力および電力量の算定）（３）にかかわらず，ロの発電量調整受電計画電力量の値を２倍した値とし，30分ごとに算定いたします。	発電量調整受電計画電力は，31（電力および電力量の算定）（３）にかかわらず，ロの発電量調整受電計画電力量の値を２倍した値とし，30分ごとに算定いたします。
ロ　発電量調整受電計画電力量	ロ　発電量調整受電計画電力量
発電量調整受電計画電力量は，31（電力および電力量の算定）（４）ロにかかわらず，受電地点（配電事業者の約款に定める受電地点を含みます。）において当社および配電	発電量調整受電計画電力量は，31（電力および電力量の算定）（４）ロにかかわらず，受電地点（配電事業者の約款に定める受電地点を含みます。）において当社および配電

託送供給等約款新旧比較表

託送供給等約款（令和６年 10 月１日実施）	託送供給等約款（令和７年４月１日実施）
事業者が発電契約者から受電する電気の30分ごとの電力量の計画値（受電地点〔配電事業者の約款に定める受電地点を含みます。〕が複数ある場合はその合計といたします。）で，発電契約者があらかじめ電力広域的運営推進機関を通じて当社に通知する発電計画といたします。ただし，別表10（発電計画・調達計画・販売計画）に定める当日計画の発電計画と調達計画の合計値が30分ごとに販売計画の値と一致しない等の場合は，別表７（発電量調整受電計画電力量，接続対象計画電力量および需要抑制量調整受電計画電力量に関する取扱い）（１）のとおりといたします。	事業者が発電契約者から受電する電気の30分ごとの電力量の計画値（受電地点〔配電事業者の約款に定める受電地点を含みます。〕が複数ある場合はその合計といたします。）で，発電契約者があらかじめ電力広域的運営推進機関を通じて当社に通知する発電計画といたします。ただし，別表10（発電計画・調達計画・販売計画）に定める当日計画の発電計画と調達計画の合計値が30分ごとに販売計画の値と一致しない等の場合は，別表７（発電量調整受電計画電力量，接続対象計画電力量および需要抑制量調整受電計画電力量に関する取扱い）（１）のとおりといたします。
ハ　接続対象計画電力 接続対象計画電力は，31（電力および電力量の算定）(11)にかかわらず，ニの接続対象計画電力量の値を２倍した値とし，30分ごとに算定いたします。	ハ　接続対象計画電力 接続対象計画電力は，31（電力および電力量の算定）(11)にかかわらず，ニの接続対象計画電力量の値を２倍した値とし，30分ごとに算定いたします。
ニ　接続対象計画電力量 接続対象計画電力量は，31（電力および電力量の算定）(12)にかかわらず，30分ごとの接続対象電力量の計画値（供給地点〔配電事業者の約款に定める供給地点を含みます。〕が複数ある場合はその合計といたします。）で，契約者があらかじめ電力広域的運営推進機関を通じて当社に通知する需要想定値といたします。ただし，別表９（需要計画・調達計画・販売計画）に定める当日計画の需要想定値に対する取引計画（調達計画から販売計画を差し引いたものといたします。）が30分ごとに需要想定値と一致しない等の場合は，別表７（発電量調整受電計画電力量，接続対象計画電力量および需要抑制量調整受電計画電力量に関する取扱い）（２）のとおりといたします。	ニ　接続対象計画電力量 接続対象計画電力量は，31（電力および電力量の算定）(12)にかかわらず，30分ごとの接続対象電力量の計画値（供給地点〔配電事業者の約款に定める供給地点を含みます。〕が複数ある場合はその合計といたします。）で，契約者があらかじめ電力広域的運営推進機関を通じて当社に通知する需要想定値といたします。ただし，別表９（需要計画・調達計画・販売計画）に定める当日計画の需要想定値に対する取引計画（調達計画から販売計画を差し引いたものといたします。）が30分ごとに需要想定値と一致しない等の場合は，別表７（発電量調整受電計画電力量，接続対象計画電力量および需要抑制量調整受電計画電力量に関する取扱い）（２）のとおりといたします。
ホ　需要抑制量調整受電計画電力 需要抑制量調整受電計画電力は，31（電力および電力量の算定）(15)にかかわらず，への需要抑制量調整受電計画電力量の値を２倍した値とし，30分ごとに算定いたします。	ホ　需要抑制量調整受電計画電力 需要抑制量調整受電計画電力は，31（電力および電力量の算定）(15)にかかわらず，への需要抑制量調整受電計画電力量の値を２倍した値とし，30分ごとに算定いたします。
ヘ　需要抑制量調整受電計画電力量 需要抑制量調整受電計画電力量は，31（電力および電力量の算定）(16)にかかわらず，当社および配電事業者が需要抑制契約者から受電する電気の30分ごとの電力量の計画値で，需要場所（配電事業者の約款に定める需要場所を含みます。）ごとに，需要抑制契約者があらかじめ電力広域的運営推進機関を通じて当社に通知する需要抑制計画値といたします。ただし，別表11（需要抑制計画・調達計画・販売計画・ベースラ	ヘ　需要抑制量調整受電計画電力量 需要抑制量調整受電計画電力量は，31（電力および電力量の算定）(16)にかかわらず，当社および配電事業者が需要抑制契約者から受電する電気の30分ごとの電力量の計画値で，需要場所（配電事業者の約款に定める需要場所を含みます。）ごとに，需要抑制契約者があらかじめ電力広域的運営推進機関を通じて当社に通知する需要抑制計画値といたします。ただし，別表11（需要抑制計画・調達計画・販売計画・ベースラ

託送供給等約款新旧比較表

託送供給等約款（令和６年 10 月１日実施）	託送供給等約款（令和７年４月１日実施）
イン）に定める当日計画の調達計画が30分ごとに販売計画の値と一致しない等の場合は，別表７（発電量調整受電計画電力量，接続対象計画電力量および需要抑制量調整受電計画電力量に関する取扱い）（３）のとおりといたします。	イン）に定める当日計画の調達計画が30分ごとに販売計画の値と一致しない等の場合は，別表７（発電量調整受電計画電力量，接続対象計画電力量および需要抑制量調整受電計画電力量に関する取扱い）（３）のとおりといたします。
ト　ベースライン	ト　ベースライン
ベースラインは，31（電力および電力量の算定）(17)にかかわらず，需要抑制量調整供給に係る需要抑制を行なわない場合の需要場所（配電事業者の約款に定める需要場所を含みます。）に係る供給地点で計量される接続供給電力量（配電事業者の約款に定める接続供給電力量を含みます。）を損失率で修正した電力量の計画値で，需要場所（配電事業者の約款に定める需要場所を含みます。）ごと（15〔供給および契約の単位〕（１）イまたはロの場合は１接続送電サービスまたは１臨時接続送電サービスごとといたします。また，配電事業者の約款に定める需要場所に複数の接続送電サービス等が適用されている場合は，１接続送電サービス等ごとといたします。）に，需要抑制契約者があらかじめ電力広域的運営推進機関を通じて当社に通知するものといたします。	ベースラインは，31（電力および電力量の算定）(17)にかかわらず，需要抑制量調整供給に係る需要抑制を行なわない場合の需要場所（配電事業者の約款に定める需要場所を含みます。）に係る供給地点で計量される接続供給電力量（配電事業者の約款に定める接続供給電力量を含みます。）を損失率で修正した電力量の計画値で，需要場所（配電事業者の約款に定める需要場所を含みます。）ごと（15〔供給および契約の単位〕（１）イまたはロの場合は１接続送電サービスまたは１臨時接続送電サービスごとといたします。また，配電事業者の約款に定める需要場所に複数の接続送電サービス等が適用されている場合は，１接続送電サービス等ごとといたします。）に，需要抑制契約者があらかじめ電力広域的運営推進機関を通じて当社に通知するものといたします。
チ　発電量調整受電計画差対応補給電力量	チ　発電量調整受電計画差対応補給電力量
発電量調整受電計画差対応補給電力量は，31（電力および電力量の算定）(20)ロにかかわらず，次の(ｲ)，(ﾛ)および(ﾊ)によって算定された値とし，発電バランシンググループごとに算定いたします。	発電量調整受電計画差対応補給電力量は，31（電力および電力量の算定）(20)ロにかかわらず，次の(ｲ)，(ﾛ)および(ﾊ)によって算定された値とし，発電バランシンググループごとに算定いたします。
(ｲ)　30分ごとに，受電地点（配電事業者の約款に定める受電地点を含みます。）で計量された電力量の合計がその30分における発電量調整受電計画電力量を下回る場合に，30分ごとに，次の式により算定された値といたします。 発電量調整受電計画差対応補給電力量 ＝発電量調整受電計画電力量－発電量調整受電電力量	(ｲ)　30分ごとに，受電地点（配電事業者の約款に定める受電地点を含みます。）で計量された電力量の合計がその30分における発電量調整受電計画電力量を下回る場合に，30分ごとに，次の式により算定された値といたします。 発電量調整受電計画差対応補給電力量 ＝発電量調整受電計画電力量－発電量調整受電電力量
(ﾛ)　次の場合で，当社または配電事業者が給電指令時補給を行なったときは，発電量調整受電計画差対応補給電力量の算定上，当該発電設備等の30分ごとの発電量調整受電計画電力量を当該受電地点における30分ごとの発電量調整受電電力量とみなします。この場合，当該発電設備等の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量の算定上，当該受電地点のみによる発電バランシンググループが設定	(ﾛ)　次の場合で，当社または配電事業者が給電指令時補給を行なったときは，発電量調整受電計画差対応補給電力量の算定上，当該発電設備等の30分ごとの発電量調整受電計画電力量を当該受電地点における30分ごとの発電量調整受電電力量とみなします。この場合，当該発電設備等の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量の算定上，当該受電地点のみによる発電バランシンググループが設定

託送供給等約款新旧比較表

託送供給等約款（令和６年 10 月１日実施）	託送供給等約款（令和７年４月１日実施）
されているとみなし，その発電量調整受電計画差対応補給電力量は，30分ごとに，次の式により算定された値といたします。 発電量調整受電計画差対応補給電力量 ＝発電量調整受電計画電力量－発電量調整受電電力量	されているとみなし，その発電量調整受電計画差対応補給電力量は，30分ごとに，次の式により算定された値といたします。 発電量調整受電計画差対応補給電力量 ＝発電量調整受電計画電力量－発電量調整受電電力量
a　当社または配電事業者が指定する要件を有する発電設備等であって別途当社または配電事業者と給電指令時補給電力料金に関する契約を締結する設備に対して出力の抑制を実施した場合	a　当社または配電事業者が指定する要件を有する発電設備等であって別途当社または配電事業者と給電指令時補給電力料金に関する契約を締結する設備に対して出力の抑制を実施した場合
b　39（給電指令の実施等）（２）イの場合で，原則として30分ごとの実需給の開始時刻の１時間前以降に発電量調整供給に係る発電設備等に対してＮ－１電制（配電事業者の約款に定めるＮ－１電制を含みます。）を実施したとき。	b　39（給電指令の実施等）（２）イの場合で，原則として30分ごとの実需給の開始時刻の１時間前以降に発電量調整供給に係る発電設備等に対してＮ－１電制（配電事業者の約款に定めるＮ－１電制を含みます。）を実施したとき。
c　39（給電指令の実施等）（２）ホの場合で，発電量調整供給に係る発電設備等（配電事業者の約款に定める発電量調整供給に係る発電設備等を含みます。）に対して出力の抑制を実施したとき。	c　39（給電指令の実施等）（２）ホの場合で，発電量調整供給に係る発電設備等（配電事業者の約款に定める発電量調整供給に係る発電設備等を含みます。）に対して出力の抑制を実施したとき。
d　39（給電指令の実施等）（２）への場合で，ファーム電源（配電事業者の約款に定めるファーム電源を含みます。）に対して出力の抑制を実施したとき。	d　39（給電指令の実施等）（２）への場合で，ファーム電源（配電事業者の約款に定めるファーム電源を含みます。）に対して出力の抑制を実施したとき。
(ハ)　次の場合で，当社または配電事業者が給電指令時補給を行なったときは，発電量調整受電計画差対応補給電力量の算定上，当該発電設備等の30分ごとの発電量調整受電計画電力量を当該受電地点における30分ごとの発電量調整受電電力量とみなします。この場合，当該発電設備等の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量の算定上，当該受電地点のみによる発電バランシンググループが設定されているとみなし，その発電量調整受電計画差対応補給電力量は，30分ごとに，次により算定された値といたします。	(ハ)　次の場合で，当社または配電事業者が給電指令時補給を行なったときは，発電量調整受電計画差対応補給電力量の算定上，当該発電設備等の30分ごとの発電量調整受電計画電力量を当該受電地点における30分ごとの発電量調整受電電力量とみなします。この場合，当該発電設備等の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量の算定上，当該受電地点のみによる発電バランシンググループが設定されているとみなし，その発電量調整受電計画差対応補給電力量は，30分ごとに，次により算定された値といたします。
a　当社または配電事業者が39（給電指令の実施等）（２）イ，ロ，ハまたはトの場合の給電指令等および39（給電指令の実施等）（２）ホの場合の給電指令等により，同時に出力の抑制を実施した場合	a　当社または配電事業者が39（給電指令の実施等）（２）イ，ロ，ハまたはトの場合の給電指令等および39（給電指令の実施等）（２）ホの場合の給電指令等により，同時に出力の抑制を実施した場合
(a)　発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が，39（給電指令の実施等）（２）ホによる出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に	(a)　発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が，39（給電指令の実施等）（２）ホによる出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に

託送供給等約款新旧比較表

託送供給等約款（令和６年 10 月１日実施）	託送供給等約款（令和７年４月１日実施）
定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）を下回る場合 39（給電指令の実施等）（２）ホによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，次の式により算定された値とし，39（給電指令の実施等）（２）イ，ロ，ハまたはトによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，零といたします。 発電量調整受電計画差対応補給電力量 ＝発電量調整受電計画電力量－発電量調整受電電力量	定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）を下回る場合 39（給電指令の実施等）（２）ホによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，次の式により算定された値とし，39（給電指令の実施等）（２）イ，ロ，ハまたはトによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，零といたします。 発電量調整受電計画差対応補給電力量 ＝発電量調整受電計画電力量－発電量調整受電電力量
(b)　発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が，39（給電指令の実施等）（２）ホによる出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）と一致または上回る場合 39（給電指令の実施等）（２）ホによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，39（給電指令の実施等）（２）ホによる出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）とし，39（給電指令の実施等）（２）イ，ロ，ハまたはトによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，次の式により算定された値といたします。 発電量調整受電計画差対応補給電力量 ＝発電量調整受電計画電力量 －39（給電指令の実施等）（２）ホによる出力抑制対象電力量 －発電量調整受電電力量	(b)　発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が，39（給電指令の実施等）（２）ホによる出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）と一致または上回る場合 39（給電指令の実施等）（２）ホによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，39（給電指令の実施等）（２）ホによる出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）とし，39（給電指令の実施等）（２）イ，ロ，ハまたはトによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，次の式により算定された値といたします。 発電量調整受電計画差対応補給電力量 ＝発電量調整受電計画電力量 －39（給電指令の実施等）（２）ホによる出力抑制対象電力量 －発電量調整受電電力量
b　当社または配電事業者がファーム電源（配電事業者の約款に定めるファーム電源を含みます。）に対して，39（給電指令の実施等）（２）イ，ロ，ハまたはトの場合の給電指令等および39（給電指令の実施等）（２）への場合の給電指令等により，同時に出力の抑制を実施した場合	b　当社または配電事業者がファーム電源（配電事業者の約款に定めるファーム電源を含みます。）に対して，39（給電指令の実施等）（２）イ，ロ，ハまたはトの場合の給電指令等および39（給電指令の実施等）（２）への場合の給電指令等により，同時に出力の抑制を実施した場合

託送供給等約款新旧比較表

託送供給等約款（令和６年 10 月１日実施）	託送供給等約款（令和７年４月１日実施）
(a)　発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が，39（給電指令の実施等）（２）ヘによる出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）を下回る場合 39（給電指令の実施等）（２）ヘによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，次の式により算定された値とし，39（給電指令の実施等）（２）イ，ロ，ハまたはトによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，零といたします。 発電量調整受電計画差対応補給電力量 ＝発電量調整受電計画電力量－発電量調整受電電力量	(a)　発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が，39（給電指令の実施等）（２）ヘによる出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）を下回る場合 39（給電指令の実施等）（２）ヘによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，次の式により算定された値とし，39（給電指令の実施等）（２）イ，ロ，ハまたはトによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，零といたします。 発電量調整受電計画差対応補給電力量 ＝発電量調整受電計画電力量－発電量調整受電電力量
(b)　発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が，39（給電指令の実施等）（２）ヘによる出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）と一致または上回る場合 39（給電指令の実施等）（２）ヘによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，39（給電指令の実施等）（２）ヘによる出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）とし，39（給電指令の実施等）（２）イ，ロ，ハまたはトによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，次の式により算定された値といたします。 発電量調整受電計画差対応補給電力量 ＝発電量調整受電計画電力量 －39（給電指令の実施等）（２）ヘによる出力抑制対象電力量 －発電量調整受電電力量	(b)　発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が，39（給電指令の実施等）（２）ヘによる出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）と一致または上回る場合 39（給電指令の実施等）（２）ヘによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，39（給電指令の実施等）（２）ヘによる出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）とし，39（給電指令の実施等）（２）イ，ロ，ハまたはトによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，次の式により算定された値といたします。 発電量調整受電計画差対応補給電力量 ＝発電量調整受電計画電力量 －39（給電指令の実施等）（２）ヘによる出力抑制対象電力量 －発電量調整受電電力量
c　当社または配電事業者がノンファーム電源（配電事業者の約款に定めるノンファーム電源を含みます。）であり，かつ，当社または配電事業者が指定する要件を	c　当社または配電事業者がノンファーム電源（配電事業者の約款に定めるノンファーム電源を含みます。）であり，かつ，当社または配電事業者が指定する要件を

託送供給等約款新旧比較表

託送供給等約款（令和６年 10 月１日実施）	託送供給等約款（令和７年４月１日実施）
有する発電設備等であって別途当社または配電事業者と給電指令時補給電力料金に関する契約を締結する設備に対して，39（給電指令の実施等）（２）への場合の給電指令等および39（給電指令の実施等）（２）トの場合の給電指令等により，同時に出力の抑制を実施した場合	有する発電設備等であって別途当社または配電事業者と給電指令時補給電力料金に関する契約を締結する設備に対して，39（給電指令の実施等）（２）への場合の給電指令等および39（給電指令の実施等）（２）トの場合の給電指令等により，同時に出力の抑制を実施した場合
(a)　発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が，39（給電指令の実施等）（２）へによる出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）を下回る場合	(a)　発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が，39（給電指令の実施等）（２）へによる出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）を下回る場合
39（給電指令の実施等）（２）へによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，次の式により算定された値とし，39（給電指令の実施等）（２）トによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，零といたします。	39（給電指令の実施等）（２）へによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，次の式により算定された値とし，39（給電指令の実施等）（２）トによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，零といたします。
発電量調整受電計画差対応補給電力量 ＝発電量調整受電計画電力量－発電量調整受電電力量	発電量調整受電計画差対応補給電力量 ＝発電量調整受電計画電力量－発電量調整受電電力量
(b)　発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が，39（給電指令の実施等）（２）へによる出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）と一致または上回る場合	(b)　発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が，39（給電指令の実施等）（２）へによる出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）と一致または上回る場合
39（給電指令の実施等）（２）へによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，39（給電指令の実施等）（２）へによる出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）とし，39（給電指令の実施等）（２）トによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，次の式により算定された値といたします。	39（給電指令の実施等）（２）へによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，39（給電指令の実施等）（２）へによる出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）とし，39（給電指令の実施等）（２）トによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，次の式により算定された値といたします。

託送供給等約款新旧比較表

託送供給等約款（令和６年 10 月１日実施）	託送供給等約款（令和７年４月１日実施）
発電量調整受電計画差対応補給電力量 ＝発電量調整受電計画電力量 －39（給電指令の実施等）（２）ヘによる出力抑制対象電力量 －発電量調整受電電力量	発電量調整受電計画差対応補給電力量 ＝発電量調整受電計画電力量 －39（給電指令の実施等）（２）ヘによる出力抑制対象電力量 －発電量調整受電電力量
d　当社または配電事業者が39（給電指令の実施等）（２）ホの場合の給電指令等および39（給電指令の実施等）（２）への場合の給電指令等により，同時に出力の抑制を実施した場合	d　当社または配電事業者が39（給電指令の実施等）（２）ホの場合の給電指令等および39（給電指令の実施等）（２）への場合の給電指令等により，同時に出力の抑制を実施した場合
(a)　発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が，39（給電指令の実施等）（２）ヘによる出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）を下回る場合 39（給電指令の実施等）（２）ヘによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，次の式により算定された値とし，39（給電指令の実施等）（２）ホによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，零といたします。	(a)　発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が，39（給電指令の実施等）（２）ヘによる出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）を下回る場合 39（給電指令の実施等）（２）ヘによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，次の式により算定された値とし，39（給電指令の実施等）（２）ホによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，零といたします。
発電量調整受電計画差対応補給電力量 ＝発電量調整受電計画電力量－発電量調整受電電力量	発電量調整受電計画差対応補給電力量 ＝発電量調整受電計画電力量－発電量調整受電電力量
(b)　発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が，39（給電指令の実施等）（２）ヘによる出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）と一致または上回る場合 39（給電指令の実施等）（２）ヘによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，39（給電指令の実施等）（２）ヘによる出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）とし，39（給電指令の実施等）（２）ホによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給	(b)　発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が，39（給電指令の実施等）（２）ヘによる出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）と一致または上回る場合 39（給電指令の実施等）（２）ヘによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，39（給電指令の実施等）（２）ヘによる出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）とし，39（給電指令の実施等）（２）ホによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給

託送供給等約款新旧比較表

託送供給等約款（令和６年 10 月１日実施）	託送供給等約款（令和７年４月１日実施）
電力量は，次の式により算定された値といたします。 発電量調整受電計画差対応補給電力量 ＝発電量調整受電計画電力量 －39（給電指令の実施等）（２）ヘによる出力抑制対象電力量 －発電量調整受電電力量	電力量は，次の式により算定された値といたします。 発電量調整受電計画差対応補給電力量 ＝発電量調整受電計画電力量 －39（給電指令の実施等）（２）ヘによる出力抑制対象電力量 －発電量調整受電電力量
e　当社または配電事業者が39（給電指令の実施等）（２）イ，ロ，ハまたはトの場合の給電指令等，39（給電指令の実施等）（２）ホの場合の給電指令等および39（給電指令の実施等）（２）への場合の給電指令等により，同時に出力の抑制を実施した場合	e　当社または配電事業者が39（給電指令の実施等）（２）イ，ロ，ハまたはトの場合の給電指令等，39（給電指令の実施等）（２）ホの場合の給電指令等および39（給電指令の実施等）（２）への場合の給電指令等により，同時に出力の抑制を実施した場合
(a)　発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が，39（給電指令の実施等）（２）ヘによる出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）を下回る場合 39（給電指令の実施等）（２）ヘによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，次の式により算定された値とし，39（給電指令の実施等）（２）イ，ロ，ハまたはトによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給および39（給電指令の実施等）（２）ホによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，零といたします。 発電量調整受電計画差対応補給電力量 ＝発電量調整受電計画電力量－発電量調整受電電力量	(a)　発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が，39（給電指令の実施等）（２）ヘによる出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）を下回る場合 39（給電指令の実施等）（２）ヘによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，次の式により算定された値とし，39（給電指令の実施等）（２）イ，ロ，ハまたはトによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給および39（給電指令の実施等）（２）ホによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，零といたします。 発電量調整受電計画差対応補給電力量 ＝発電量調整受電計画電力量－発電量調整受電電力量
(b)　発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が，39（給電指令の実施等）（２）ヘによる出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）と一致または上回り，かつ，39（給電指令の実施等）（２）ヘによる出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）に39（給電指令の実施等）（２）	(b)　発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が，39（給電指令の実施等）（２）ヘによる出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）と一致または上回り，かつ，39（給電指令の実施等）（２）ヘによる出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）に39（給電指令の実施等）（２）

託送供給等約款新旧比較表

託送供給等約款（令和６年 10 月１日実施）	託送供給等約款（令和７年４月１日実施）
ホによる出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）を加えた値を下回る場合 39（給電指令の実施等）（２）へによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，39（給電指令の実施等）（２）へによる出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）とし，39（給電指令の実施等）（２）ホによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，次の式により算定された値とし，39（給電指令の実施等）（２）イ，ロ，ハまたはトによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，零といたします。 発電量調整受電計画差対応補給電力量 ＝発電量調整受電計画電力量 －39（給電指令の実施等）（２）へによる出力抑制対象電力量 －発電量調整受電電力量	ホによる出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）を加えた値を下回る場合 39（給電指令の実施等）（２）へによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，39（給電指令の実施等）（２）へによる出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）とし，39（給電指令の実施等）（２）ホによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，次の式により算定された値とし，39（給電指令の実施等）（２）イ，ロ，ハまたはトによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，零といたします。 発電量調整受電計画差対応補給電力量 ＝発電量調整受電計画電力量 －39（給電指令の実施等）（２）へによる出力抑制対象電力量 －発電量調整受電電力量
(c)　発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が，39（給電指令の実施等）（２）へによる出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）に39（給電指令の実施等）（２）ホによる出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）を加えた値と一致または上回る場合 39（給電指令の実施等）（２）ホによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，39（給電指令の実施等）（２）ホによる出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）とし，39（給電指令の実施等）（２）へによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，39（給電指令の実施等）（２）へによる出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）とし，39（給電指令の実施等）（２）イ，ロ，ハまたはトによって出力の抑制を実施した場合の給電	(c)　発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が，39（給電指令の実施等）（２）へによる出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）に39（給電指令の実施等）（２）ホによる出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）を加えた値と一致または上回る場合 39（給電指令の実施等）（２）ホによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，39（給電指令の実施等）（２）ホによる出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）とし，39（給電指令の実施等）（２）へによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，39（給電指令の実施等）（２）へによる出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）とし，39（給電指令の実施等）（２）イ，ロ，ハまたはトによって出力の抑制を実施した場合の給電

託送供給等約款新旧比較表

託送供給等約款（令和６年 10 月１日実施）	託送供給等約款（令和７年４月１日実施）
指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，次の式により算定された値といたします。 発電量調整受電計画差対応補給電力量 ＝発電量調整受電計画電力量 －39（給電指令の実施等）（２）ホによる出力抑制対象電力量 －39（給電指令の実施等）（２）ヘによる出力抑制対象電力量 －発電量調整受電電力量	指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，次の式により算定された値といたします。 発電量調整受電計画差対応補給電力量 ＝発電量調整受電計画電力量 －39（給電指令の実施等）（２）ホによる出力抑制対象電力量 －39（給電指令の実施等）（２）ヘによる出力抑制対象電力量 －発電量調整受電電力量
リ　発電量調整受電計画差対応余剰電力量 発電量調整受電計画差対応余剰電力量は，31（電力および電力量の算定）(21)ロにかかわらず，30分ごとに，受電地点（配電事業者の約款に定める受電地点を含みます。）で計量された電力量の合計がその30分における発電量調整受電計画電力量を上回る場合に，30分ごとに，次の式により算定された値とし，発電バランシンググループごとに算定いたします。ただし，当社もしくは配電事業者が指定する要件を有する発電設備等であって別途当社もしくは配電事業者と給電指令時補給電力料金に関する契約を締結する設備に対して出力の抑制を実施し，当社もしくは配電事業者が給電指令時補給を行なった場合，39（給電指令の実施等）（２）イの場合で，原則として30分ごとの実需給の開始時刻の１時間前以降に発電量調整供給に係る発電設備等に対してＮ－１電制（配電事業者の約款に定めるＮ－１電制を含みます。）を実施し，当社もしくは配電事業者が給電指令時補給を行なったとき，39（給電指令の実施等）（２）ホの場合で，発電量調整供給に係る発電設備等に対して出力の抑制を実施し，当社もしくは配電事業者が給電指令時補給を行なったときまたは39（給電指令の実施等）（２）への場合で，ファーム電源（配電事業者の約款に定めるファーム電源を含みます。）に対して出力の抑制を実施し，当社もしくは配電事業者が給電指令時補給を行なったときは，発電量調整受電計画差対応余剰電力量の算定上，当該発電設備等の30分ごとの発電量調整受電計画電力量を当該受電地点における30分ごとの発電量調整受電電力量とみなします。この場合，当該発電設備等の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量の算定上，当該受電地点のみによる発電バランシンググループが設定されて	リ　発電量調整受電計画差対応余剰電力量 発電量調整受電計画差対応余剰電力量は，31（電力および電力量の算定）(21)ロにかかわらず，30分ごとに，受電地点（配電事業者の約款に定める受電地点を含みます。）で計量された電力量の合計がその30分における発電量調整受電計画電力量を上回る場合に，30分ごとに，次の式により算定された値とし，発電バランシンググループごとに算定いたします。ただし，当社もしくは配電事業者が指定する要件を有する発電設備等であって別途当社もしくは配電事業者と給電指令時補給電力料金に関する契約を締結する設備に対して出力の抑制を実施し，当社もしくは配電事業者が給電指令時補給を行なった場合，39（給電指令の実施等）（２）イの場合で，原則として30分ごとの実需給の開始時刻の１時間前以降に発電量調整供給に係る発電設備等に対してＮ－１電制（配電事業者の約款に定めるＮ－１電制を含みます。）を実施し，当社もしくは配電事業者が給電指令時補給を行なったとき，39（給電指令の実施等）（２）ホの場合で，発電量調整供給に係る発電設備等に対して出力の抑制を実施し，当社もしくは配電事業者が給電指令時補給を行なったときまたは39（給電指令の実施等）（２）への場合で，ファーム電源（配電事業者の約款に定めるファーム電源を含みます。）に対して出力の抑制を実施し，当社もしくは配電事業者が給電指令時補給を行なったときは，発電量調整受電計画差対応余剰電力量の算定上，当該発電設備等の30分ごとの発電量調整受電計画電力量を当該受電地点における30分ごとの発電量調整受電電力量とみなします。この場合，当該発電設備等の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量の算定上，当該受電地点のみによる発電バランシンググループが設定されて

託送供給等約款新旧比較表

託送供給等約款（令和６年 10 月１日実施）	託送供給等約款（令和７年４月１日実施）
いるとみなし，その発電量調整受電計画差対応補給電力量の算定は，チによるものといたします。 発電量調整受電計画差対応余剰電力量 ＝発電量調整受電電力量－発電量調整受電計画電力量	いるとみなし，その発電量調整受電計画差対応補給電力量の算定は，チによるものといたします。 発電量調整受電計画差対応余剰電力量 ＝発電量調整受電電力量－発電量調整受電計画電力量
ヌ　接続対象計画差対応補給電力量 接続対象計画差対応補給電力量は，31（電力および電力量の算定）(22)にかかわらず，30分ごとの接続対象電力量（配電事業者の約款に定める接続対象電力量を含みます。）がその30分における接続対象計画電力量を上回る場合に，30分ごとに，次の式により算定された値といたします。ただし，接続対象計画差対応補給電力量の算定上，当社または配電事業者が調整負荷の使用に係る調整を行なった場合は，31（電力および電力量の算定）（８）にかかわらず，当該供給地点（配電事業者の約款に定める供給地点を含みます。）で計量された30分ごとの電力量に当社または配電事業者が行なった電気の使用に係る調整にもとづきその30分ごとに算定された値を加えた値を，当該供給地点におけるその30分ごとの接続供給電力量とみなし，接続対象電力量を算定いたします。 接続対象計画差対応補給電力量＝接続対象電力量－接続対象計画電力量	ヌ　接続対象計画差対応補給電力量 接続対象計画差対応補給電力量は，31（電力および電力量の算定）(22)にかかわらず，30分ごとの接続対象電力量（配電事業者の約款に定める接続対象電力量を含みます。）がその30分における接続対象計画電力量を上回る場合に，30分ごとに，次の式により算定された値といたします。ただし，接続対象計画差対応補給電力量の算定上，当社または配電事業者が調整負荷の使用に係る調整を行なった場合は，31（電力および電力量の算定）（８）にかかわらず，当該供給地点（配電事業者の約款に定める供給地点を含みます。）で計量された30分ごとの電力量に当社または配電事業者が行なった電気の使用に係る調整にもとづきその30分ごとに算定された値を加えた値を，当該供給地点におけるその30分ごとの接続供給電力量とみなし，接続対象電力量を算定いたします。 接続対象計画差対応補給電力量＝接続対象電力量－接続対象計画電力量
ル　接続対象計画差対応余剰電力量 接続対象計画差対応余剰電力量は，31（電力および電力量の算定）(23)にかかわらず，30分ごとの接続対象電力量（配電事業者の約款に定める接続対象電力量を含みます。）がその30分における接続対象計画電力量を下回る場合に，30分ごとに，次の式により算定された値といたします。ただし，接続対象計画差対応余剰電力量の算定上，当社または配電事業者が調整負荷の使用に係る調整を行なった場合は，31（電力および電力量の算定）（８）にかかわらず，当該供給地点（配電事業者の約款に定める供給地点を含みます。）で計量された30分ごとの電力量に当社または配電事業者が行なった電気の使用に係る調整にもとづきその30分ごとに算定された値を加えた値を，当該供	ル　接続対象計画差対応余剰電力量 接続対象計画差対応余剰電力量は，31（電力および電力量の算定）(23)にかかわらず，30分ごとの接続対象電力量（配電事業者の約款に定める接続対象電力量を含みます。）がその30分における接続対象計画電力量を下回る場合に，30分ごとに，次の式により算定された値といたします。ただし，接続対象計画差対応余剰電力量の算定上，当社または配電事業者が調整負荷の使用に係る調整を行なった場合は，31（電力および電力量の算定）（８）にかかわらず，当該供給地点（配電事業者の約款に定める供給地点を含みます。）で計量された30分ごとの電力量に当社または配電事業者が行なった電気の使用に係る調整にもとづきその30分ごとに算定された値を加えた値を，当該供

託送供給等約款新旧比較表

託送供給等約款（令和６年 10 月１日実施）	託送供給等約款（令和７年４月１日実施）
給地点におけるその30分ごとの接続供給電力量とみなし，接続対象電力量を算定いたします。 接続対象計画差対応余剰電力量＝接続対象計画電力量－接続対象電力量	給地点におけるその30分ごとの接続供給電力量とみなし，接続対象電力量を算定いたします。 接続対象計画差対応余剰電力量＝接続対象計画電力量－接続対象電力量
ヲ　需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量 需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量は，31（電力および電力量の算定）(24)にかかわらず，30分ごとの需要抑制量調整受電電力量（配電事業者の約款に定める需要抑制量調整受電電力量を含みます。）がその30分における需要抑制量調整受電計画電力量を下回る場合に，需要抑制バランシンググループごとに，30分ごとに，次の式により算定された値の合計といたします。ただし，需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量の算定上，当社または配電事業者が調整負荷の使用に係る調整を行なった場合は，31（電力および電力量の算定）(14)イまたはロにかかわらず，当該需要場所（配電事業者の約款に定める需要場所を含みます。）に係る接続供給電力量を損失率で修正した値が，ベースラインを上回るとき，またはベースラインを下回り，かつ，ベースラインから需要抑制量調整受電計画電力量を差し引いた値を上回るときは，当該需要場所に係る需要抑制量調整受電計画電力量を当該需要場所に係る需要抑制量調整受電電力量とみなします。 需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量 ＝需要抑制量調整受電計画電力量－需要抑制量調整受電電力量	ヲ　需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量 需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量は，31（電力および電力量の算定）(24)にかかわらず，30分ごとの需要抑制量調整受電電力量（配電事業者の約款に定める需要抑制量調整受電電力量を含みます。）がその30分における需要抑制量調整受電計画電力量を下回る場合に，需要抑制バランシンググループごとに，30分ごとに，次の式により算定された値の合計といたします。ただし，需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量の算定上，当社または配電事業者が調整負荷の使用に係る調整を行なった場合は，31（電力および電力量の算定）(14)イまたはロにかかわらず，当該需要場所（配電事業者の約款に定める需要場所を含みます。）に係る接続供給電力量を損失率で修正した値が，ベースラインを上回るとき，またはベースラインを下回り，かつ，ベースラインから需要抑制量調整受電計画電力量を差し引いた値を上回るときは，当該需要場所に係る需要抑制量調整受電計画電力量を当該需要場所に係る需要抑制量調整受電電力量とみなします。 需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量 ＝需要抑制量調整受電計画電力量－需要抑制量調整受電電力量
ただし，需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量の算定方法として31（電力および電力量の算定）(14)ロを適用し，かつ，配電事業者の約款に定める需要抑制量調整受電計画電力量を上限としない算定方法を適用している場合で，30分ごとの需要抑制量調整受電電力量が零となるときの上式は，次のとおりといたします。	ただし，需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量の算定方法として31（電力および電力量の算定）(14)ロを適用し，かつ，配電事業者の約款に定める需要抑制量調整受電計画電力量を上限としない算定方法を適用している場合で，30分ごとの需要抑制量調整受電電力量が零となるときの上式は，次のとおりといたします。

託送供給等約款新旧比較表

託送供給等約款（令和６年 10 月１日実施）	託送供給等約款（令和７年４月１日実施）
需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量 ＝需要抑制量調整受電計画電力量 $+\left\{\text{接続供給電力量} \times \frac{1}{1-\text{損失率（32〔損失率〕に定める損失率といたします。）}}\right\}$ －ベースライン	需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量 ＝需要抑制量調整受電計画電力量 $+\left\{\text{接続供給電力量} \times \frac{1}{1-\text{損失率（32〔損失率〕に定める損失率といたします。）}}\right\}$ －ベースライン
ワ　需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量 需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量は，31（電力および電力量の算定）(25)にかかわらず，30分ごとの需要抑制量調整受電電力量（配電事業者の約款に定める需要抑制量調整受電電力量を含みます。）がその30分における需要抑制量調整受電計画電力量を上回る場合に，需要抑制バランシンググループごとに，30分ごとに，次の式により算定された値の合計といたします。ただし，需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量の算定上，当社または配電事業者が調整負荷の使用に係る調整を行なった場合は，31（電力および電力量の算定）(14)ロにかかわらず，当該需要場所（配電事業者の約款に定める需要場所を含みます。）に係る接続供給電力量を損失率で修正した値が，ベースラインの値から需要抑制量調整受電計画電力量を差し引いた値を下回るときは，当該需要場所に係る需要抑制量調整受電計画電力量を当該需要場所に係る需要抑制量調整受電電力量とみなします。 需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量 ＝需要抑制量調整受電電力量－需要抑制量調整受電計画電力量	ワ　需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量 需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量は，31（電力および電力量の算定）(25)にかかわらず，30分ごとの需要抑制量調整受電電力量（配電事業者の約款に定める需要抑制量調整受電電力量を含みます。）がその30分における需要抑制量調整受電計画電力量を上回る場合に，需要抑制バランシンググループごとに，30分ごとに，次の式により算定された値の合計といたします。ただし，需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量の算定上，当社または配電事業者が調整負荷の使用に係る調整を行なった場合は，31（電力および電力量の算定）(14)ロにかかわらず，当該需要場所（配電事業者の約款に定める需要場所を含みます。）に係る接続供給電力量を損失率で修正した値が，ベースラインの値から需要抑制量調整受電計画電力量を差し引いた値を下回るときは，当該需要場所に係る需要抑制量調整受電計画電力量を当該需要場所に係る需要抑制量調整受電電力量とみなします。 需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量 ＝需要抑制量調整受電電力量－需要抑制量調整受電計画電力量
（６）　託送供給等の実施 イ　接続供給の場合，契約者は，別表９（需要計画・調達計画・販売計画）の需要想定値および需要想定値に対する調達計画・販売計画における接続対象電力または接続対	（６）　託送供給等の実施 イ　接続供給の場合，契約者は，別表９（需要計画・調達計画・販売計画）の需要想定値および需要想定値に対する調達計画・販売計画における接続対象電力または接続対

託送供給等約款新旧比較表

託送供給等約款（令和６年 10 月１日実施）	託送供給等約款（令和７年４月１日実施）
象電力量に，配電事業者の約款に定める接続対象電力または接続対象電力量を含めていただきます。	象電力量に，配電事業者の約款に定める接続対象電力または接続対象電力量を含めていただきます。
ロ　発電量調整供給の場合，発電契約者は，別表10（発電計画・調達計画・販売計画）の発電計画および調達計画・販売計画における発電量調整受電電力または発電量調整受電電力量に，配電事業者の約款に定める発電量調整受電電力または発電量調整受電電力量を含めていただきます。	ロ　発電量調整供給の場合，発電契約者は，別表10（発電計画・調達計画・販売計画）の発電計画および調達計画・販売計画における発電量調整受電電力または発電量調整受電電力量に，配電事業者の約款に定める発電量調整受電電力または発電量調整受電電力量を含めていただきます。
ハ　需要抑制量調整供給の場合，需要抑制契約者は，別表11（需要抑制計画・調達計画・販売計画・ベースライン）の需要抑制計画および調達計画・販売計画における需要抑制量調整受電電力または需要抑制量調整受電電力量に，配電事業者の約款に定める需要抑制量調整受電電力または需要抑制量調整受電電力量を含めていただきます。	ハ　需要抑制量調整供給の場合，需要抑制契約者は，別表11（需要抑制計画・調達計画・販売計画・ベースライン）の需要抑制計画および調達計画・販売計画における需要抑制量調整受電電力または需要抑制量調整受電電力量に，配電事業者の約款に定める需要抑制量調整受電電力または需要抑制量調整受電電力量を含めていただきます。
（７）　解　　約　　等	（７）　解　　約　　等
当社は，契約者，発電契約者または需要抑制契約者が次のいずれかに該当し，当社が契約者，発電契約者または需要抑制契約者にその改善を求めた場合で，40（適正契約の保持等）に定める適正契約への変更および適正な使用状態，発電・放電状態または需要抑制状態への修正に応じていただけないときには，55（解約等）（１）ハ(ｲ)，(ﾛ)，(ﾊ)または(ﾆ)にかかわらず，接続供給契約，振替供給契約，発電量調整供給契約または需要抑制量調整供給契約を解約することがあります。	当社は，契約者，発電契約者または需要抑制契約者が次のいずれかに該当し，当社が契約者，発電契約者または需要抑制契約者にその改善を求めた場合で，40（適正契約の保持等）に定める適正契約への変更および適正な使用状態，発電・放電状態または需要抑制状態への修正に応じていただけないときには，55（解約等）（１）ハ(ｲ)，(ﾛ)，(ﾊ)または(ﾆ)にかかわらず，接続供給契約，振替供給契約，発電量調整供給契約または需要抑制量調整供給契約を解約することがあります。
イ　託送供給の場合は，８（契約の要件）（１）を，発電量調整供給の場合は，８（契約の要件）（２）を，需要抑制量調整供給の場合は，８（契約の要件）（４）ロ，ハ，ニもしくはホまたは（２）を欠くに至った場合	イ　託送供給の場合は，８（契約の要件）（１）を，発電量調整供給の場合は，８（契約の要件）（２）を，需要抑制量調整供給の場合は，８（契約の要件）（４）ロ，ハ，ニもしくはホまたは（２）を欠くに至った場合
ロ　接続供給の場合で，頻繁に接続対象電力量（配電事業者の約款に定める接続対象電力量を含みます。）と接続対象計画電力量との間に著しい差が生じるとき。	ロ　接続供給の場合で，頻繁に接続対象電力量（配電事業者の約款に定める接続対象電力量を含みます。）と接続対象計画電力量との間に著しい差が生じるとき。
ハ　発電量調整供給の場合で，頻繁に発電量調整受電電力量（配電事業者の約款に定める発電量調整受電電力量を含みます。）と発電量調整受電計画電力量との間に著しい差が生じるとき。	ハ　発電量調整供給の場合で，頻繁に発電量調整受電電力量（配電事業者の約款に定める発電量調整受電電力量を含みます。）と発電量調整受電計画電力量との間に著しい差が生じるとき。
ニ　需要抑制量調整供給の場合で，頻繁に需要抑制量調整受電電力量（配電事業者の約款に定める需要抑制量調整受電電力量を含みます。）と需要抑制量調整受電計画電力量との間に著しい差が生じるとき。	ニ　需要抑制量調整供給の場合で，頻繁に需要抑制量調整受電電力量（配電事業者の約款に定める需要抑制量調整受電電力量を含みます。）と需要抑制量調整受電計画電力量との間に著しい差が生じるとき。
（８）　発電量調整供給契約についての特別措置［再生可能エネルギー発電設備］	（８）　発電量調整供給契約についての特別措置［再生可能エネルギー発電設備］

託送供給等約款新旧比較表

託送供給等約款（令和６年 10 月１日実施）	託送供給等約款（令和７年４月１日実施）
イ　契約者が特定契約を締結している場合もしくは特定送配電事業者が特定契約を締結している場合または契約者が当社または配電事業者と再生可能エネルギー電気卸供給契約を締結し，指定した再生可能エネルギー発電設備から電気を調達する場合は，附則５（発電量調整供給契約についての特別措置［再生可能エネルギー発電設備］）（１）にかかわらず，原則として，当社の供給区域においては契約者または特定送配電事業者と当社との間で，配電事業者の供給区域においては契約者または特定送配電事業者と配電事業者との間で発電量調整供給契約を締結し，特例発電バランシンググループを設定していただきます。この場合，契約者が締結する特定契約に係る発電設備，特定送配電事業者が締結する特定契約に係る発電設備および当社または配電事業者との再生可能エネルギー電気卸供給契約に係る発電設備は，同一のバランシンググループに属することはできないものといたします。	イ　契約者が特定契約を締結している場合もしくは特定送配電事業者が特定契約を締結している場合または契約者が当社または配電事業者と再生可能エネルギー電気卸供給契約を締結し，指定した再生可能エネルギー発電設備から電気を調達する場合は，附則５（発電量調整供給契約についての特別措置［再生可能エネルギー発電設備］）（１）にかかわらず，原則として，当社の供給区域においては契約者または特定送配電事業者と当社との間で，配電事業者の供給区域においては契約者または特定送配電事業者と配電事業者との間で発電量調整供給契約を締結し，特例発電バランシンググループを設定していただきます。この場合，契約者が締結する特定契約に係る再生可能エネルギー発電設備，特定送配電事業者が締結する特定契約に係る再生可能エネルギー発電設備および当社または配電事業者との再生可能エネルギー電気卸供給契約に係る再生可能エネルギー発電設備は，同一のバランシンググループに属することはできないものといたします。
ロ　イにより発電量調整供給契約を締結する場合において，契約者（特定送配電事業者が契約者となる場合を除きます。）が希望されるときは，契約者の指定する発電バランシンググループ（当該発電バランシンググループにおける特定契約が平成28年４月１日以降に締結され，かつ，バイオマス発電設備であって化石燃料を混焼するもの〔再生可能エネルギー特別措置法施行規則第14条第８号ニに定める地域資源バイオマス発電設備を除きます。〕であるときを除きます。）に係る料金および必要となるその他の供給条件は次のとおりといたします。	ロ　イにより発電量調整供給契約を締結する場合において，契約者（特定送配電事業者が契約者となる場合を除きます。）が希望されるときは，契約者の指定する発電バランシンググループ（当該発電バランシンググループにおける特定契約が平成28年４月１日以降に締結され，かつ，バイオマス発電設備であって化石燃料を混焼するもの〔再生可能エネルギー特別措置法施行規則第14条第８号ニに定める地域資源バイオマス発電設備を除きます。〕であるときを除きます。）に係る料金および必要となるその他の供給条件は次のとおりといたします。
(ｲ)　発電量調整供給に係る料金は，附則５（発電量調整供給契約についての特別措置［再生可能エネルギー発電設備］）（５）ロにかかわらず，18（料金）（２）に定める料金，(ﾛ)により算定されるインバランスリスク料および再生可能エネルギー予測誤差対応調整力確保料といたします。ただし，契約者が当社または配電事業者と再生可能エネルギー電気卸供給契約を締結し，指定した再生可能エネルギー発電設備から電気を調達する場合は，インバランスリスク料および再生可能エネルギー予測誤差対応調整力確保料は申し受けません。	(ｲ)　発電量調整供給に係る料金は，附則５（発電量調整供給契約についての特別措置［再生可能エネルギー発電設備］）（５）ロにかかわらず，18（料金）（２）に定める料金，(ﾛ)により算定されるインバランスリスク料および再生可能エネルギー予測誤差対応調整力確保料といたします。ただし，契約者が当社または配電事業者と再生可能エネルギー電気卸供給契約を締結し，指定した再生可能エネルギー発電設備から電気を調達する場合は，インバランスリスク料および再生可能エネルギー予測誤差対応調整力確保料は申し受けません。
(ﾛ)　インバランスリスク料は，附則５（発電量調整供給契約についての特別措置［再生可能エネルギー発電設備］）（５）ホにかかわらず，特例発電バランシンググループにおける30分ごとの発電量調整受電電力量（配電事業者の約款に定める発電量調整	(ﾛ)　インバランスリスク料は，附則５（発電量調整供給契約についての特別措置［再生可能エネルギー発電設備］）（５）ホにかかわらず，特例発電バランシンググループにおける30分ごとの発電量調整受電電力量（配電事業者の約款に定める発電量調整

託送供給等約款新旧比較表

託送供給等約款（令和６年 10 月１日実施）	託送供給等約款（令和７年４月１日実施）
受電電力量を含みます。）にインバランスリスク単価を適用してえられる金額のその１月の合計（合計額が負となる場合は零といたします。）といたします。また，再生可能エネルギー予測誤差対応調整力確保料は，特例発電バランシンググループにおける30分ごとの発電量調整受電電力量（配電事業者の約款に定める発電量調整受電電力量を含みます。）に，再生可能エネルギー予測誤差対応単価を適用してえられる金額のその１月の合計といたします。	受電電力量を含みます。）にインバランスリスク単価を適用してえられる金額のその１月の合計（合計額が負となる場合は零といたします。）といたします。また，再生可能エネルギー予測誤差対応調整力確保料は，特例発電バランシンググループにおける30分ごとの発電量調整受電電力量（配電事業者の約款に定める発電量調整受電電力量を含みます。）に，再生可能エネルギー予測誤差対応単価を適用してえられる金額のその１月の合計といたします。
(ハ)　当社は，附則５（発電量調整供給契約についての特別措置［再生可能エネルギー発電設備］）（５）トにかかわらず，30分ごとの契約者が締結する特定契約または当社，配電事業者もしくは特定送配電事業者との再生可能エネルギー電気卸供給契約に係る発電量調整受電計画電力量を決定し，原則として発電量調整供給実施日の前々日の午後４時までに契約者に通知いたします。 また，当社は，当該発電量調整受電計画電力量の見直しを行ない，変更後の発電量調整受電計画電力量を決定し，原則として発電量調整供給実施日の前日午前６時までに契約者に再通知いたします。 なお，契約者は，必要に応じて発電量調整受電計画電力量の決定に必要となる事項に関する文書を当社に提出していただきます。	(ハ)　当社は，附則５（発電量調整供給契約についての特別措置［再生可能エネルギー発電設備］）（５）トにかかわらず，30分ごとの契約者が締結する特定契約または当社，配電事業者もしくは特定送配電事業者との再生可能エネルギー電気卸供給契約に係る発電量調整受電計画電力量を決定し，原則として発電量調整供給実施日の前々日の午後４時までに契約者に通知いたします。 また，当社は，当該発電量調整受電計画電力量の見直しを行ない，変更後の発電量調整受電計画電力量を決定し，原則として発電量調整供給実施日の前日午前６時までに契約者に再通知いたします。 なお，契約者は，必要に応じて発電量調整受電計画電力量の決定に必要となる事項に関する文書を当社に提出していただきます。
(ニ)　ローカル系統における電気の潮流が系統安定度等にもとづき算定される運用可能な容量を超過し，または超過するおそれがある場合で，当社または配電事業者がノンファーム電源（配電事業者の約款に定めるノンファーム電源を含みます。）の出力の抑制に係る通知を発電者または契約者に行なったときは，(ハ)にかかわらず，契約者は，発電量調整受電計画電力量の見直しを行なっていただきます。	(ニ)　ローカル系統における電気の潮流が系統安定度等にもとづき算定される運用可能な容量を超過し，または超過するおそれがある場合で，当社または配電事業者がノンファーム電源（配電事業者の約款に定めるノンファーム電源を含みます。）の出力の抑制に係る通知を発電者または契約者に行なったときは，(ハ)にかかわらず，契約者は，発電量調整受電計画電力量の見直しを行なっていただきます。
ハ　イにより発電量調整供給契約を締結する場合において，契約者が当社または配電事業者と再生可能エネルギー電気卸供給契約を締結し，指定した再生可能エネルギー発電設備から電気を調達するときの契約者の指定する発電バランシンググループ（ロにおいて，契約者が希望される場合を除きます。）に係るインバランスリスク料は，附則５（発電量調整供給契約についての特別措置［再生可能エネルギー発電設備］）（６）ロにかかわらず，特例発電バランシンググループにおける30分ごとの発電量調整受電電力量（配電事業者の約款に定める発電量調整受電電力量を含みます。）にインバランスリスク単価を適用してえられる金額のその１月の合計（合計額が負となる場合は零	ハ　イにより発電量調整供給契約を締結する場合において，契約者が当社または配電事業者と再生可能エネルギー電気卸供給契約を締結し，指定した再生可能エネルギー発電設備から電気を調達するときの契約者の指定する発電バランシンググループ（ロにおいて，契約者が希望される場合を除きます。）に係るインバランスリスク料は，附則５（発電量調整供給契約についての特別措置［再生可能エネルギー発電設備］）（６）ロにかかわらず，特例発電バランシンググループにおける30分ごとの発電量調整受電電力量（配電事業者の約款に定める発電量調整受電電力量を含みます。）にインバランスリスク単価を適用してえられる金額のその１月の合計（合計額が負となる場合は零

託送供給等約款新旧比較表

託送供給等約款（令和６年 10 月１日実施）	託送供給等約款（令和７年４月１日実施）
といたします。）といたします。 （９）　給電指令時補給電力料金に係る特別措置 39（給電指令の実施等）（２）への場合で，みなしファーム電源（配電事業者の約款に定めるみなしファーム電源を含みます。）に対して出力の抑制を実施したときは，（４）ニ(ﾛ) ｄ，（５）チおよび（５）リにおいて，当該発電設備等をファーム電源として取り扱います。 (10)　その他の事項については，この約款および配電事業者の約款に準ずるものといたします。	といたします。）といたします。 （９）　給電指令時補給電力料金に係る特別措置 39（給電指令の実施等）（２）への場合で，みなしファーム電源（配電事業者の約款に定めるみなしファーム電源を含みます。）に対して出力の抑制を実施したときは，（４）ニ(ﾛ) ｄ，（５）チおよび（５）リにおいて，当該発電設備等をファーム電源として取り扱います。 (10)　その他の事項については，この約款および配電事業者の約款に準ずるものといたします。
18　Ｎ－１電制の実施についての特別措置 （１）　当社は，39（給電指令の実施等）（２）イの場合で，発電量調整供給に係る発電設備等であって当社が特定契約を締結する再生可能エネルギー発電設備に対してＮ－１電制を実施したときは，39（給電指令の実施等）(~~11~~)にかかわらず，Ｎ－１電制時調達不足電力量の調達に要した費用の実費相当額から，30分ごとのＮ－１電制時調達不足電力量に再生可能エネルギー特別措置法施行規則第13条の３の４に定める回避可能費用単価（以下「回避可能費用単価」といいます。）に消費税等相当額を加えた金額を乗じてえた金額を差し引いた金額について，電力広域的運営推進機関が認める範囲においてＮ－１電制オペレーション費用として契約者にお支払いいたします。 （２）　当社は，39（給電指令の実施等）（２）イの場合で，発電量調整供給に係る発電設備等であって契約者または特定送配電事業者が特定契約を締結する再生可能エネルギー発電設備に対してＮ－１電制を実施したときは，39（給電指令の実施等）(~~11~~)にかかわらず，Ｎ－１電制時調達不足電力量の調達に要した費用の実費相当額に，Ｎ－１電制が実施された発電設備を再度起動するために要した燃料費等の費用の実費およびＮ－１電制時調達不足電力量に当該特定契約に係る再生可能エネルギー特別措置法第３条第２項または第８条第１項に定める調達価格を乗じてえた金額を加えた金額から，Ｎ－１電制が実施されなかったとしたときにその発電設備がＮ－１電制時調達不足電力量を発電するのに要したであろう費用に相当する金額および30分ごとのＮ－１電制時調達不足電力量に回避可能費用単価に消費税等相当額を加えた金額を乗じてえた金額を差し引いた金額について，電力広域的運営推進機関が認める範囲においてＮ－１電制オペレーション費用と	18　Ｎ－１電制の実施についての特別措置 （１）　当社は，39（給電指令の実施等）（２）イの場合で，発電量調整供給に係る発電設備等であって当社が特定契約を締結する再生可能エネルギー発電設備に対してＮ－１電制を実施したときは，39（給電指令の実施等）（９）にかかわらず，Ｎ－１電制時調達不足電力量の調達に要した費用の実費相当額から，30分ごとのＮ－１電制時調達不足電力量に再生可能エネルギー特別措置法施行規則第13条の３の４に定める回避可能費用単価（以下「回避可能費用単価」といいます。）に消費税等相当額を加えた金額を乗じてえた金額を差し引いた金額について，電力広域的運営推進機関が認める範囲においてＮ－１電制オペレーション費用として契約者にお支払いいたします。 （２）　当社は，39（給電指令の実施等）（２）イの場合で，発電量調整供給に係る発電設備等であって契約者または特定送配電事業者が特定契約を締結する再生可能エネルギー発電設備に対してＮ－１電制を実施したときは，39（給電指令の実施等）（９）にかかわらず，Ｎ－１電制時調達不足電力量の調達に要した費用の実費相当額に，Ｎ－１電制が実施された発電設備等を再度起動するために要した燃料費等の費用の実費およびＮ－１電制時調達不足電力量に当該特定契約に係る再生可能エネルギー特別措置法第３条第２項または第８条第１項に定める調達価格を乗じてえた金額を加えた金額から，Ｎ－１電制が実施されなかったとしたときにその発電設備等がＮ－１電制時調達不足電力量を発電または放電するのに要したであろう費用に相当する金額および30分ごとのＮ－１電制時調達不足電力量に回避可能費用単価に消費税等相当額を加えた金額を乗じてえた金額を差し引いた金額について，電力広域的運営推進機関が認める範囲においてＮ－１電制オペレ

託送供給等約款新旧比較表

託送供給等約款（令和６年 10 月１日実施）	託送供給等約款（令和７年４月１日実施）
して契約者または特定送配電事業者にお支払いいたします。 （３）　当社は，39（給電指令の実施等）（２）イの場合で，発電量調整供給に係る発電設備等であって再生可能エネルギー特別措置法第２条の２第１項に定める市場取引等により再生可能エネルギー電気を供給する事業に係る発電設備に対してＮ－１電制を実施したときは，39（給電指令の実施等）（~~11~~）にかかわらず，Ｎ－１電制時調達不足電力量の調達に要した費用の実費相当額に，Ｎ－１電制が実施された発電設備を再度起動するために要した燃料費等の費用の実費およびＮ－１電制時調達不足電力量に応じてえられる供給促進交付金の金額（再生可能エネルギー特別措置法第２条の４にもとづき算定される金額をいいます。）を加えた金額から，Ｎ－１電制が実施されなかったとしたときにその発電設備がＮ－１電制時調達不足電力量を発電するのに要したであろう費用に相当する金額を差し引いた金額について，電力広域的運営推進機関が認める範囲においてＮ－１電制オペレーション費用として発電契約者にお支払いいたします。	ーション費用として契約者または特定送配電事業者にお支払いいたします。 （３）　当社は，39（給電指令の実施等）（２）イの場合で，発電量調整供給に係る発電設備等であって再生可能エネルギー特別措置法第２条の２第１項に定める市場取引等により再生可能エネルギー電気を供給する事業に係る発電設備等に対してＮ－１電制を実施したときは，39（給電指令の実施等）（９）にかかわらず，Ｎ－１電制時調達不足電力量の調達に要した費用の実費相当額に，Ｎ－１電制が実施された発電設備等を再度起動するために要した燃料費等の費用の実費およびＮ－１電制時調達不足電力量に応じてえられる供給促進交付金の金額（再生可能エネルギー特別措置法第２条の４にもとづき算定される金額をいいます。）を加えた金額から，Ｎ－１電制が実施されなかったとしたときにその発電設備等がＮ－１電制時調達不足電力量を発電または放電するのに要したであろう費用に相当する金額を差し引いた金額について，電力広域的運営推進機関が認める範囲においてＮ－１電制オペレーション費用として発電契約者にお支払いいたします。
19　系統連系受電サービス等についての特別措置 （１）　発電場所が，次のいずれかに該当する場合，系統連系受電課金対象電力および契約超過受電電力は，22（系統連系受電サービス）（２）ロおよびハならびに41（契約超過金）（２）ロおよびハに準じて定めます。 なお，系統連系受電課金対象電力および契約超過受電電力の算定上，次に定める比を，22（系統連系受電サービス）（２）ロおよび41（契約超過金）（２）ロに定める契約受電電力の比とみなします。 また，発電場所がイ(ハ)に該当する場合，22（系統連系受電サービス）（３）イの基本料金および22（系統連系受電サービス）（３）ハ(ハ)の系統設備効率化割引額の算定上，まったく発電または放電しない場合とは，１月においてイ(ハ)における当社が無償で受電している電気以外の電気をまったく発電または放電しない場合をいいます。 イ　発電設備が化石燃料を混焼するバイオマス発電設備以外の場合 (イ)　発電契約者と発電者との間の電力受給に関する契約および発電者と当社との間の特定契約等が締結されている場合 発電契約者と当社との間の発電量調整供給契約に定める契約受電電力と発電者と当社との間の特定契約等に係る電力受給に関する契約に定める契約受電電力の比	**19　系統連系受電サービス等についての特別措置** （１）　発電場所が，次のいずれかに該当する場合，系統連系受電課金対象電力および契約超過受電電力は，22（系統連系受電サービス）（２）ロおよびハならびに41（契約超過金）（２）ロおよびハに準じて定めます。 なお，系統連系受電課金対象電力および契約超過受電電力の算定上，次に定める比を，22（系統連系受電サービス）（２）ロおよび41（契約超過金）（２）ロに定める契約受電電力の比とみなします。 また，発電場所がイ(ハ)に該当する場合，22（系統連系受電サービス）（３）イの基本料金および22（系統連系受電サービス）（３）ハ(ハ)の系統設備効率化割引額の算定上，まったく発電または放電しない場合とは，１月においてイ(ハ)における当社が無償で受電している電気以外の電気をまったく発電または放電しない場合をいいます。 イ　発電設備が化石燃料を混焼するバイオマス発電設備以外の場合 (イ)　発電契約者と発電者との間の電力受給に関する契約および発電者と当社との間の特定契約等が締結されている場合 発電契約者と当社との間の発電量調整供給契約に定める契約受電電力と発電者と当社との間の特定契約等に係る電力受給に関する契約に定める契約受電電力の比

託送供給等約款新旧比較表

託送供給等約款（令和６年 10 月１日実施）	託送供給等約款（令和７年４月１日実施）
(ﾛ)　発電契約者と発電者との間の電力受給に関する契約および発電者と当社との間の一時調達契約が締結されている場合 発電契約者と当社との間の発電量調整供給契約に定める契約受電電力と発電者と当社との間の一時調達契約に係る電力受給に関する契約に定める契約受電電力の比	(ﾛ)　発電契約者と発電者との間の電力受給に関する契約および発電者と当社との間の一時調達契約が締結されている場合 発電契約者と当社との間の発電量調整供給契約に定める契約受電電力と発電者と当社との間の一時調達契約に係る電力受給に関する契約に定める契約受電電力の比
(ﾊ)　発電契約者と発電者との間の電力受給に関する契約が締結され，かつ，当該発電場所が発電量調整供給契約に属さないこととなった場合または発電者と当社との間の特定契約等が消滅した場合で，接続された電気を当社が無償で受電しているとき。 発電契約者と当社との間の発電量調整供給契約に定める契約受電電力と発電量調整供給契約に属さないこととなった場合の直前の当該発電量調整供給契約に定める契約受電電力または発電者と当社との間の特定契約等が消滅した場合の直前の当該契約に係る電力受給に関する契約に定める契約受電電力の比	(ﾊ)　発電契約者と発電者との間の電力受給に関する契約が締結され，かつ，当該発電場所が発電量調整供給契約に属さないこととなった場合または発電者と当社との間の特定契約等が消滅した場合で，接続された電気を当社が無償で受電しているとき。 発電契約者と当社との間の発電量調整供給契約に定める契約受電電力と発電量調整供給契約に属さないこととなった場合の直前の当該発電量調整供給契約に定める契約受電電力または発電者と当社との間の特定契約等が消滅した場合の直前の当該契約に係る電力受給に関する契約に定める契約受電電力の比
ロ　イ(ｲ)，(ﾛ)または(ﾊ)に該当する場合で，化石燃料を混焼するバイオマス発電設備のとき。 当該バイオマス発電設備の再生可能エネルギー特別措置法施行規則第４条の２第２項第９号イに定めるバイオマス比率（以下「認定バイオマス比率」といいます。） なお，認定バイオマス比率は，発電量調整供給契約の申込みに際して発電契約者から当社に通知していただきます。 また，認定バイオマス比率を変更する場合は，すみやかに変更後の認定バイオマス比率を発電契約者から当社に通知していただきます。 ただし，認定バイオマス比率を用いることが困難な場合は，附則５（発電量調整供給契約についての特別措置［再生可能エネルギー発電設備］）（８）イに定める当該バイオマス発電設備のバイオマス比率等を基準として，発電契約者または発電者と当社との協議によって定めた比率といたします。	ロ　イ(ｲ)，(ﾛ)または(ﾊ)に該当する場合で，化石燃料を混焼するバイオマス発電設備のとき。 当該バイオマス発電設備の再生可能エネルギー特別措置法施行規則第４条の２第２項第９号イに定めるバイオマス比率（以下「認定バイオマス比率」といいます。） なお，認定バイオマス比率は，発電量調整供給契約の申込みに際して発電契約者から当社に通知していただきます。 また，認定バイオマス比率を変更する場合は，すみやかに変更後の認定バイオマス比率を発電契約者から当社に通知していただきます。 ただし，認定バイオマス比率を用いることが困難な場合は，附則５（発電量調整供給契約についての特別措置［再生可能エネルギー発電設備］）（８）イに定める当該バイオマス発電設備のバイオマス比率等を基準として，発電契約者または発電者と当社との協議によって定めた比率といたします。
（２）　（１）の場合で，特定契約または一時調達契約等に係る電力受給に関する契約における金銭債務が当該契約における金銭債務の支払期日を経過してなお支払われず，当該契約を解約したときは，受電地点において同一計量する発電量調整供給に係る発電契約者または発電者からの申出がない場合であっても，系統連系受電契約は消滅するものとし，また，すべての発電契約者の発電量調整供給契約を変更していただくものといたします。 なお，この場合には，当社は，その旨を発電契約者または発電者に通知いたします。	（２）　（１）の場合で，特定契約または一時調達契約等に係る電力受給に関する契約における金銭債務が当該契約における金銭債務の支払期日を経過してなお支払われず，当該契約を解約したときは，受電地点において同一計量する発電量調整供給に係る発電契約者または発電者からの申出がない場合であっても，系統連系受電契約は消滅するものとし，また，すべての発電契約者の発電量調整供給契約を変更していただくものといたします。 なお，この場合には，当社は，その旨を発電契約者または発電者に通知いたします。

託送供給等約款新旧比較表

託送供給等約款（令和６年 10 月１日実施）	託送供給等約款（令和７年４月１日実施）
また，発電契約者と同一の者である発電者の場合は，当該発電契約者との発電量調整供給契約は変更され，または消滅するものといたします。	また，発電契約者と同一の者である発電者の場合は，当該発電契約者との発電量調整供給契約は変更され，または消滅するものといたします。
（３） 発電場所における発電出力（発電設備等の定格発電出力〔太陽光発電設備の場合は，太陽電池の合計出力とパワーコンディショナーの出力のいずれか小さい方の出力とし，パワーコンディショナーを複数台設置している場合は，各系列における太陽電池の合計出力とパワーコンディショナーの出力のいずれか小さい方の出力を合計した値といたします。〕をいいます。また，複数の発電設備等を使用する発電場所の場合は，当該複数の発電設備等の定格発電出力の合計値といたします。）または同時最大受電電力が10キロワット未満（発電場所が，（１）イ(ハ)またはロ〔（１）イ(ハ)に該当する場合に限ります。〕に該当する場合は，当社が無償で受電している電気以外の電気を発電または放電している発電設備等に係る発電出力または同時最大受電電力が10キロワット未満のときといたします。）の場合の料金および必要となるその他の供給条件は，当分の間，次のとおりといたします。	（３） 発電場所における発電出力（発電設備等の定格発電出力〔太陽光発電設備の場合は，太陽電池の合計出力とパワーコンディショナーの出力のいずれか小さい方の出力とし，パワーコンディショナーを複数台設置している場合は，各系列における太陽電池の合計出力とパワーコンディショナーの出力のいずれか小さい方の出力を合計した値といたします。〕をいいます。また，複数の発電設備等を使用する発電場所の場合は，当該複数の発電設備等の定格発電出力の合計値といたします。）または同時最大受電電力が10キロワット未満（発電場所が，（１）イ(ハ)またはロ〔（１）イ(ハ)に該当する場合に限ります。〕に該当する場合は，当社が無償で受電している電気以外の電気を発電または放電している発電設備等に係る発電出力または同時最大受電電力が10キロワット未満のときといたします。）の場合の料金および必要となるその他の供給条件は，当分の間，次のとおりといたします。
イ 低圧で受電する場合で，その１月の受電地点で計量された30分ごとの発電量調整受電電力量の最大値を２倍した値が10未満のとき，または高圧もしくは特別高圧で受電する場合で，その１月の受電地点で記録型計量器により計量された30分ごとの連系電力（最小位までといたします。）の最大値が10キロワット未満のとき。 22（系統連系受電サービス）（３）に定める系統連系受電サービス料金および41（契約超過金）（２）に定める契約超過金は申し受けません。	イ 低圧で受電する場合で，その１月の受電地点で計量された30分ごとの発電量調整受電電力量の最大値を２倍した値が10未満のとき，または高圧もしくは特別高圧で受電する場合で，その１月の受電地点で記録型計量器により計量された30分ごとの連系電力（最小位までといたします。）の最大値が10キロワット未満のとき。 22（系統連系受電サービス）（３）に定める系統連系受電サービス料金および41（契約超過金）（２）に定める契約超過金は申し受けません。
ロ 低圧で受電する場合で，その１月の受電地点で計量された30分ごとの発電量調整受電電力量の最大値を２倍した値が10以上のとき，または高圧もしくは特別高圧で受電する場合で，その１月の受電地点で記録型計量器により計量された30分ごとの連系電力（最小位までといたします。）の最大値が10キロワット以上のとき。	ロ 低圧で受電する場合で，その１月の受電地点で計量された30分ごとの発電量調整受電電力量の最大値を２倍した値が10以上のとき，または高圧もしくは特別高圧で受電する場合で，その１月の受電地点で記録型計量器により計量された30分ごとの連系電力（最小位までといたします。）の最大値が10キロワット以上のとき。
(ｲ) 22（系統連系受電サービス）（２）イまたはロにおける系統連系受電課金対象電力の算定上，10キロワットを同時最大受電電力とみなします。	(ｲ) 22（系統連系受電サービス）（２）イまたはロにおける系統連系受電課金対象電力の算定上，10キロワットを同時最大受電電力とみなします。
(ﾛ) 発電設備等に係る供給地点において電灯定額接続送電サービスが適用されている場合または発電設備等に係る供給地点のその１月の接続送電サービス契約電力（発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は，１接続送電サービスを適用した場合のその１月の接続送電サービス契約電力といたします。）が	(ﾛ) 発電設備等に係る供給地点において電灯定額接続送電サービスが適用されている場合または発電設備等に係る供給地点のその１月の接続送電サービス契約電力（発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は，１接続送電サービスを適用した場合のその１月の接続送電サービス契約電力といたします。）が

託送供給等約款新旧比較表

託送供給等約款（令和６年 10 月１日実施）	託送供給等約款（令和７年４月１日実施）
10キロワット未満の場合は，次のとおりといたします。 a　41（契約超過金）（２）イ(ｲ)またはロ(ｲ)における契約超過受電電力の算定上，10キロワットを同時最大受電電力とみなします。 b　41（契約超過金）（２）イ(ﾛ)またはロ(ﾛ)における契約超過受電電力の算定上，10キロワットを接続送電サービス契約電力とみなします。	10キロワット未満の場合は，次のとおりといたします。 a　41（契約超過金）（２）イ(ｲ)またはロ(ｲ)における契約超過受電電力の算定上，10キロワットを同時最大受電電力とみなします。 b　41（契約超過金）（２）イ(ﾛ)またはロ(ﾛ)における契約超過受電電力の算定上，10キロワットを接続送電サービス契約電力とみなします。
（４）　契約者が特定契約を締結する再生可能エネルギー発電設備または再生可能エネルギー特別措置法第２条の２第１項に定める市場取引等により再生可能エネルギー電気を供給する事業に係る発電設備において，イに定める適用範囲に該当する場合の料金および必要となるその他の供給条件は，当分の間，次のとおりといたします。	（４）　契約者が特定契約を締結する再生可能エネルギー発電設備または再生可能エネルギー特別措置法第２条の２第１項に定める市場取引等により再生可能エネルギー電気を供給する事業に係る発電設備等において，イに定める適用範囲に該当する場合の料金および必要となるその他の供給条件は，当分の間，次のとおりといたします。
イ　適　用　範　囲 原則として，令和６年３月31日までに再生可能エネルギー特別措置法第９条第４項に定める認定を受け，または，再生可能エネルギー特別措置法第７条にもとづいて落札された発電設備に適用いたします。	イ　適　用　範　囲 原則として，令和６年３月31日までに再生可能エネルギー特別措置法第９条第４項に定める認定を受け，または，再生可能エネルギー特別措置法第７条にもとづいて落札された発電設備等に適用いたします。
ロ　系統連系受電サービス料金等 22（系統連系受電サービス）（３）に定める系統連系受電サービス料金および41（契約超過金）（２）に定める契約超過金は申し受けません。 なお，発電場所において，イ以外の発電設備等（当社が特定契約を締結する発電設備を除きます。）が混在する場合またはイの発電設備が化石燃料を混焼するバイオマス発電設備の場合は，(ｲ)，(ﾛ)または(ﾊ)により，イ以外の部分に係る系統連系受電課金対象電力，系統連系受電サービスに係る発電量調整受電電力量または契約超過受電電力を定め，系統連系受電サービス料金および契約超過金を申し受けます。	ロ　系統連系受電サービス料金等 22（系統連系受電サービス）（３）に定める系統連系受電サービス料金および41（契約超過金）（２）に定める契約超過金は申し受けません。 なお，発電場所において，イ以外の発電設備等（当社が特定契約を締結する再生可能エネルギー発電設備を除きます。）が混在する場合またはイの発電設備等が化石燃料を混焼するバイオマス発電設備の場合は，(ｲ)，(ﾛ)または(ﾊ)により，イ以外の部分に係る系統連系受電課金対象電力，系統連系受電サービスに係る発電量調整受電電力量または契約超過受電電力を定め，系統連系受電サービス料金および契約超過金を申し受けます。
(ｲ)　系統連系受電課金対象電力 a　イの発電設備が，化石燃料を混焼するバイオマス発電設備以外の場合 系統連系受電課金対象電力は，同時最大受電電力を発電出力等の比であん分してえた値から，発電設備等に係る供給地点のその１月の接続送電サービス契約電力（発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は，１接続送電サービスを適用した場合のその１月の接続送電サービス契約電力といたします。）を発電出力等の比であん分してえた値を差し引いた値といたします。た	(ｲ)　系統連系受電課金対象電力 a　イの発電設備等が，化石燃料を混焼するバイオマス発電設備以外の場合 系統連系受電課金対象電力は，同時最大受電電力を発電出力等の比であん分してえた値から，発電設備等に係る供給地点のその１月の接続送電サービス契約電力（発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は，１接続送電サービスを適用した場合のその１月の接続送電サービス契約電力といたします。）を発電出力等の比であん分してえた値を差し引いた値といたします。た

託送供給等約款新旧比較表

託送供給等約款（令和６年 10 月１日実施）	託送供給等約款（令和７年４月１日実施）
だし，差し引いた値が零を下回る場合の系統連系受電課金対象電力は，零といたします。 なお，あん分に必要となる発電出力は，契約者または発電契約者から当社へ通知していただきます。	だし，差し引いた値が零を下回る場合の系統連系受電課金対象電力は，零といたします。 なお，あん分に必要となる発電出力は，契約者または発電契約者から当社へ通知していただきます。
b　イの発電設備が，化石燃料を混焼するバイオマス発電設備の場合 系統連系受電課金対象電力は，同時最大受電電力を認定バイオマス比率であん分してえた値から，発電設備等に係る供給地点のその１月の接続送電サービス契約電力（発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は，１接続送電サービスを適用した場合のその１月の接続送電サービス契約電力といたします。）を認定バイオマス比率であん分してえた値を差し引いた値といたします。ただし，差し引いた値が零を下回る場合の系統連系受電課金対象電力は，零といたします。 なお，認定バイオマス比率は，発電量調整供給契約の申込みに際して契約者または発電契約者から当社に通知していただきます。 また，認定バイオマス比率を変更する場合は，すみやかに変更後の認定バイオマス比率を契約者または発電契約者から当社に通知していただきます。 ただし，認定バイオマス比率を用いることが困難な場合は，附則５（発電量調整供給契約についての特別措置［再生可能エネルギー発電設備］）（８）イに定める当該バイオマス発電設備のバイオマス比率等を基準として，契約者，発電契約者または発電者と当社との協議によって定めた比率といたします。	b　イの発電設備等が，化石燃料を混焼するバイオマス発電設備の場合 系統連系受電課金対象電力は，同時最大受電電力を認定バイオマス比率であん分してえた値から，発電設備等に係る供給地点のその１月の接続送電サービス契約電力（発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は，１接続送電サービスを適用した場合のその１月の接続送電サービス契約電力といたします。）を認定バイオマス比率であん分してえた値を差し引いた値といたします。ただし，差し引いた値が零を下回る場合の系統連系受電課金対象電力は，零といたします。 なお，認定バイオマス比率は，発電量調整供給契約の申込みに際して契約者または発電契約者から当社に通知していただきます。 また，認定バイオマス比率を変更する場合は，すみやかに変更後の認定バイオマス比率を契約者または発電契約者から当社に通知していただきます。 ただし，認定バイオマス比率を用いることが困難な場合は，附則５（発電量調整供給契約についての特別措置［再生可能エネルギー発電設備］）（８）イに定める当該バイオマス発電設備のバイオマス比率等を基準として，契約者，発電契約者または発電者と当社との協議によって定めた比率といたします。
(ﾛ)　発電量調整受電電力量 a　イの発電設備が，契約者が特定契約を締結する再生可能エネルギー発電設備の場合 イ以外の発電設備等に係る発電量調整受電電力量について，30（計量）（１）イただし書または附則５（発電量調整供給契約についての特別措置［再生可能エネルギー発電設備］）（７）ハもしくは（８）イに準じて算定いたします。	(ﾛ)　発電量調整受電電力量 a　イの発電設備等が，契約者が特定契約を締結する再生可能エネルギー発電設備の場合 イ以外の発電設備等に係る発電量調整受電電力量について，30（計量）（１）イただし書または附則５（発電量調整供給契約についての特別措置［再生可能エネルギー発電設備］）（７）ハもしくは（８）イに準じて算定いたします。
b　イの発電設備が，再生可能エネルギー特別措置法第２条の２第１項に定める市場取引等により再生可能エネルギー電気を供給する事業に係る発電設備の場合	b　イの発電設備等が，再生可能エネルギー特別措置法第２条の２第１項に定める市場取引等により再生可能エネルギー電気を供給する事業に係る発電設備等の場合

託送供給等約款新旧比較表

託送供給等約款（令和６年 10 月１日実施）	託送供給等約款（令和７年４月１日実施）
イ以外の発電設備等に係る発電量調整受電電力量について，30（計量）（１）イただし書または附則５（発電量調整供給契約についての特別措置［再生可能エネルギー発電設備］）（７）ハに準じて算定いたします。ただし，化石燃料を混焼するバイオマス発電設備の場合は，発電量調整受電電力量から発電量調整受電電力量に当該バイオマス発電設備のバイオマス比率を乗じてえた値を差し引いた値にもとづき，算定いたします。	イ以外の発電設備等に係る発電量調整受電電力量について，30（計量）（１）イただし書または附則５（発電量調整供給契約についての特別措置［再生可能エネルギー発電設備］）（７）ハに準じて算定いたします。ただし，化石燃料を混焼するバイオマス発電設備の場合は，発電量調整受電電力量から発電量調整受電電力量に当該バイオマス発電設備のバイオマス比率を乗じてえた値を差し引いた値にもとづき，算定いたします。
なお，バイオマス比率は，算定後すみやかに発電契約者または発電者から当社に通知していただきます。この場合，当社は，必要に応じて，バイオマス比率の算定根拠に関する文書を発電契約者または発電者から提出していただきます。	なお，バイオマス比率は，算定後すみやかに発電契約者または発電者から当社に通知していただきます。この場合，当社は，必要に応じて，バイオマス比率の算定根拠に関する文書を発電契約者または発電者から提出していただきます。
(ハ)　契約超過受電電力	(ハ)　契約超過受電電力
a　イの発電設備が，化石燃料を混焼するバイオマス発電設備以外の場合	a　イの発電設備等が，化石燃料を混焼するバイオマス発電設備以外の場合
(a)　同時最大受電電力が発電設備等に係る供給地点の接続送電サービス契約電力（発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は，１接続送電サービスを適用した場合のその１月の接続送電サービス契約電力といたします。）を上回る場合または発電設備等に係る供給地点において電灯定額接続送電サービスが適用されている場合	(a)　同時最大受電電力が発電設備等に係る供給地点の接続送電サービス契約電力（発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は，１接続送電サービスを適用した場合のその１月の接続送電サービス契約電力といたします。）を上回る場合または発電設備等に係る供給地点において電灯定額接続送電サービスが適用されている場合
契約超過受電電力は，その１月の最大連系電力等を発電出力等の比であん分してえた値から同時最大受電電力を発電出力等の比であん分してえた値を差し引いた値といたします。	契約超過受電電力は，その１月の最大連系電力等を発電出力等の比であん分してえた値から同時最大受電電力を発電出力等の比であん分してえた値を差し引いた値といたします。
(b)　同時最大受電電力が発電設備等に係る供給地点の接続送電サービス契約電力（発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は，１接続送電サービスを適用した場合のその１月の接続送電サービス契約電力といたします。）を下回る場合	(b)　同時最大受電電力が発電設備等に係る供給地点の接続送電サービス契約電力（発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は，１接続送電サービスを適用した場合のその１月の接続送電サービス契約電力といたします。）を下回る場合
契約超過受電電力は，その１月の最大連系電力等を発電出力等の比であん分してえた値から発電設備等に係る供給地点のその１月の接続送電サービス契約電力（発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は，１接続送電サービスを適用した場合のその１月の接続送電サービス契約電力といたします。）を発電出力等の比であん分してえた値を差し引いた値といたします。ただし，差し引いた値が零を下回る場合は，契約超過金を申し受けません。	契約超過受電電力は，その１月の最大連系電力等を発電出力等の比であん分してえた値から発電設備等に係る供給地点のその１月の接続送電サービス契約電力（発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は，１接続送電サービスを適用した場合のその１月の接続送電サービス契約電力といたします。）を発電出力等の比であん分してえた値を差し引いた値といたします。ただし，差し引いた値が零を下回る場合は，契約超過金を申し受けません。

託送供給等約款新旧比較表

託送供給等約款（令和６年 10 月１日実施）	託送供給等約款（令和７年４月１日実施）
b　イの発電設備が，化石燃料を混焼するバイオマス発電設備の場合	b　イの発電設備等が，化石燃料を混焼するバイオマス発電設備の場合
(a)　同時最大受電電力が発電設備等に係る供給地点の接続送電サービス契約電力（発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は，１接続送電サービスを適用した場合のその１月の接続送電サービス契約電力といたします。）を上回る場合または発電設備等に係る供給地点において電灯定額接続送電サービスが適用されている場合 契約超過受電電力は，その１月の最大連系電力等を認定バイオマス比率であん分してえた値から同時最大受電電力を認定バイオマス比率であん分してえた値を差し引いた値といたします。	(a)　同時最大受電電力が発電設備等に係る供給地点の接続送電サービス契約電力（発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は，１接続送電サービスを適用した場合のその１月の接続送電サービス契約電力といたします。）を上回る場合または発電設備等に係る供給地点において電灯定額接続送電サービスが適用されている場合 契約超過受電電力は，その１月の最大連系電力等を認定バイオマス比率であん分してえた値から同時最大受電電力を認定バイオマス比率であん分してえた値を差し引いた値といたします。
(b)　同時最大受電電力が発電設備等に係る供給地点の接続送電サービス契約電力（発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は，１接続送電サービスを適用した場合のその１月の接続送電サービス契約電力といたします。）を下回る場合 契約超過受電電力は，その１月の最大連系電力等を認定バイオマス比率であん分してえた値から発電設備等に係る供給地点のその１月の接続送電サービス契約電力（発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は，１接続送電サービスを適用した場合のその１月の接続送電サービス契約電力といたします。）を認定バイオマス比率であん分してえた値を差し引いた値といたします。ただし，差し引いた値が零を下回る場合は，契約超過金を申し受けません。	(b)　同時最大受電電力が発電設備等に係る供給地点の接続送電サービス契約電力（発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は，１接続送電サービスを適用した場合のその１月の接続送電サービス契約電力といたします。）を下回る場合 契約超過受電電力は，その１月の最大連系電力等を認定バイオマス比率であん分してえた値から発電設備等に係る供給地点のその１月の接続送電サービス契約電力（発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は，１接続送電サービスを適用した場合のその１月の接続送電サービス契約電力といたします。）を認定バイオマス比率であん分してえた値を差し引いた値といたします。ただし，差し引いた値が零を下回る場合は，契約超過金を申し受けません。
（５）　揚水発電設備等が設置された受電地点において，揚水発電設備等により発電量調整供給に係る電気を発電または放電する場合，当該発電量調整供給に係る電気の電力量については，22（系統連系受電サービス）（３）ロに定める電力量料金を申し受けません。ただし，発電設備（当社が特定契約を締結する発電設備を除きます。）に揚水発電設備等が併設されている場合~~は，次のとおりといたします。~~	（５）　揚水発電設備等が設置された受電地点において，揚水発電設備等により発電量調整供給に係る電気を発電または放電する場合，当該発電量調整供給に係る電気の電力量については，22（系統連系受電サービス）（３）ロに定める電力量料金を申し受けません。ただし，発電設備（当社が特定契約を締結する再生可能エネルギー発電設備を除きます。）に揚水発電設備等が併設されている場合で，発電設備が（４）イに定める適用範囲に該当しないときは，発電契約者または発電者と当社との協議によりあらかじめ定めた方法によって系統連系受電サービスに係る発電量調整受電電力量を算定し，22（系統連系受電サービス）（３）ロに定める電力量料金を申し受けます。また，発電設備（当社が特定契約を締結する再生可能エネルギー発電設備を除きます。）に揚水発電設備等が併設されて

託送供給等約款新旧比較表

託送供給等約款（令和６年 10 月１日実施）	託送供給等約款（令和７年４月１日実施）
	いる場合で，発電設備が（４）イに定める適用範囲に該当し，かつ，再生可能エネルギー特別措置法第２条の２第１項に定める市場取引等により再生可能エネルギー電気を供給する事業に係る発電設備等が設置された受電地点に係る需要場所に接続供給され揚水または蓄電された電気を当該需要場所以外の需要場所に託送供給されるために発電または放電するときは，揚水発電設備等に係る系統連系受電課金対象電力および契約超過受電電力を（４）ロ（イ）ａおよび（４）ロ（ハ）ａに準じて定め，（４）にかかわらず，22（系統連系受電サービス）（３）イに定める基本料金から22（系統連系受電サービス）（３）ハ（ハ）に定める系統設備効率化割引額を差し引いた金額および41（契約超過金）（２）に定める契約超過金を申し受けます。
~~イ　発電設備が（４）イに定める適用範囲に該当する場合~~ ~~22（系統連系受電サービス）（３）に定める系統連系受電サービス料金および41（契約超過金）（２）に定める契約超過金を申し受けません。~~ ~~ロ　発電設備が（４）イに定める適用範囲に該当しない場合~~ ~~発電契約者または発電者と当社との協議によりあらかじめ定めた方法によって系統連系受電サービスに係る発電量調整受電電力量を算定し，22（系統連系受電サービス）（３）ロに定める電力量料金を申し受けます。~~	
（６）　発電設備等に係る供給地点において最終保障供給約款または離島等供給約款にもとづく電気の需給契約（以下「当社との電気の需給契約」といいます。）を締結している場合は，次のとおりといたします。 イ　18（料金）（３）ロにおいて，当社との電気の需給契約における料金の支払義務発生日を供給側料金算定日とみなします。 ロ　22（系統連系受電サービス）（２）における系統連系受電課金対象電力または41（契約超過金）（２）における契約超過受電電力の算定上，次のとおりといたします。 （イ）　当社との電気の需給契約において，定額電灯または公衆街路灯Ａ（契約負荷設備の総容量が400ボルトアンペア未満の場合に限ります。）が適用されている場合を，電灯定額接続送電サービスが適用されている場合とみなします。 （ロ）　当社との電気の需給契約において，公衆街路灯Ａ（契約負荷設備の総容量が400ボルトアンペア以上の場合に限ります。）が適用されている場合，公衆街路灯Ａの契約負荷設備の総容量を電灯臨時定額接続送電サービスにおける契約負荷設備の総容	（６）　発電設備等に係る供給地点において最終保障供給約款または離島等供給約款にもとづく電気の需給契約（以下「当社との電気の需給契約」といいます。）を締結している場合は，次のとおりといたします。 イ　18（料金）（３）ロにおいて，当社との電気の需給契約における料金の支払義務発生日を供給側料金算定日とみなします。 ロ　22（系統連系受電サービス）（２）における系統連系受電課金対象電力または41（契約超過金）（２）における契約超過受電電力の算定上，次のとおりといたします。 （イ）　当社との電気の需給契約において，定額電灯または公衆街路灯Ａ（契約負荷設備の総容量が400ボルトアンペア未満の場合に限ります。）が適用されている場合を，電灯定額接続送電サービスが適用されている場合とみなします。 （ロ）　当社との電気の需給契約において，公衆街路灯Ａ（契約負荷設備の総容量が400ボルトアンペア以上の場合に限ります。）が適用されている場合，公衆街路灯Ａの契約負荷設備の総容量を電灯臨時定額接続送電サービスにおける契約負荷設備の総容

託送供給等約款新旧比較表

託送供給等約款（令和６年 10 月１日実施）	託送供給等約款（令和７年４月１日実施）
量に準じて取り扱います。	量に準じて取り扱います。
(ハ)　当社との電気の需給契約における契約電力を接続送電サービス契約電力または臨時接続送電サービス契約電力とみなし，当社との電気の需給契約における契約電流を接続送電サービス契約電流または臨時接続送電サービス契約電流とみなし，当社との電気の需給契約における契約容量を接続送電サービス契約容量または臨時接続送電サービス契約容量とみなし，当社との電気の需給契約における臨時電灯Ａの契約負荷設備の総容量を電灯臨時定額接続送電サービスにおける契約負荷設備の総容量とみなします。	(ハ)　当社との電気の需給契約における契約電力を接続送電サービス契約電力または臨時接続送電サービス契約電力とみなし，当社との電気の需給契約における契約電流を接続送電サービス契約電流または臨時接続送電サービス契約電流とみなし，当社との電気の需給契約における契約容量を接続送電サービス契約容量または臨時接続送電サービス契約容量とみなし，当社との電気の需給契約における臨時電灯Ａの契約負荷設備の総容量を電灯臨時定額接続送電サービスにおける契約負荷設備の総容量とみなします。
~~ハ　39（給電指令の実施等）（７）において，当社との電気の需給契約を結んだ者を需要者とみなします。~~	
~~ニ~~　53（契約の廃止）（５）または55（解約等）（６）において，当社との電気の需給契約を接続供給契約とみなします。	ハ　53（契約の廃止）（５）または55（解約等）（６）において，当社との電気の需給契約を接続供給契約とみなします。
（７）　令和６年３月31日までに接続供給に係る電気を発電または放電する発電場所で，イに定める近接性評価地域に立地している発電場所における系統設備効率化割引単価は，別表２（系統設備効率化割引の対象変電所等）（１）に定める系統設備効率化割引の対象変電所等および系統設備効率化割引単価の見直しまでの間，ロまたはハといたします。	（７）　令和６年３月31日までに接続供給に係る電気を発電または放電する発電場所で，イに定める近接性評価地域に立地している発電場所における系統設備効率化割引単価は，別表２（系統設備効率化割引の対象変電所等）（１）に定める系統設備効率化割引の対象変電所等および系統設備効率化割引単価の見直しまでの間，ロまたはハといたします。
イ　近接性評価地域	イ　近接性評価地域
次の地域を近接性評価地域といたします。	次の地域を近接性評価地域といたします。

託送供給等約款新旧比較表

託送供給等約款（令和６年 10 月１日実施）

都または県	対象となる市区町村
東　京　都	東京都23区（品川区を除く），八王子市，立川市，武蔵野市， 三鷹市，府中市，昭島市，調布市，町田市，小金井市，小平市， 日野市，東村山市，国分寺市，国立市，福生市，狛江市，東大和市， 清瀬市，東久留米市，武蔵村山市，多摩市，稲城市，羽村市， 西東京市，瑞穂町
栃　木　県	宇都宮市，小山市，真岡市，野木町
群　馬　県	伊勢崎市，太田市，館林市，玉村町，明和町，千代田町，大泉町， 邑楽町
茨　城　県	土浦市，古河市，取手市，牛久市，つくば市，ひたちなか市， 守谷市，大洗町，五霞町
埼　玉　県	さいたま市，川越市，熊谷市，川口市，行田市，所沢市，東松山市， 春日部市，狭山市，羽生市，鴻巣市，深谷市，上尾市，草加市， 越谷市，蕨市，戸田市，入間市，朝霞市，志木市，和光市，新座市， 桶川市，久喜市，北本市，八潮市，富士見市，三郷市，蓮田市， 坂戸市，幸手市，鶴ヶ島市，日高市，吉川市，ふじみ野市，白岡市， 伊奈町，三芳町，上里町，宮代町，杉戸町，松伏町
千　葉　県	千葉市（中央区，若葉区を除く），市川市，船橋市，松戸市， 野田市，茂原市，佐倉市，習志野市，柏市，流山市，八千代市， 我孫子市，鎌ヶ谷市，浦安市，四街道市，白井市
神奈川県	横浜市（鶴見区，中区，磯子区を除く），川崎市（川崎区を除く）， 相模原市（緑区を除く），横須賀市，平塚市，鎌倉市，藤沢市， 小田原市，茅ヶ崎市，逗子市，秦野市，厚木市，大和市，伊勢原市， 海老名市，座間市，南足柄市，綾瀬市，寒川町，二宮町，中井町， 開成町，愛川町
山　梨　県	中央市，昭和町，忍野村
静　岡　県	沼津市，三島市，富士市，清水町，長泉町

託送供給等約款（令和７年４月１日実施）

都または県	対象となる市区町村
東　京　都	東京都23区（品川区を除く），八王子市，立川市，武蔵野市， 三鷹市，府中市，昭島市，調布市，町田市，小金井市，小平市， 日野市，東村山市，国分寺市，国立市，福生市，狛江市，東大和市， 清瀬市，東久留米市，武蔵村山市，多摩市，稲城市，羽村市， 西東京市，瑞穂町
栃　木　県	宇都宮市，小山市，真岡市，野木町
群　馬　県	伊勢崎市，太田市，館林市，玉村町，明和町，千代田町，大泉町， 邑楽町
茨　城　県	土浦市，古河市，取手市，牛久市，つくば市，ひたちなか市， 守谷市，大洗町，五霞町
埼　玉　県	さいたま市，川越市，熊谷市，川口市，行田市，所沢市，東松山市， 春日部市，狭山市，羽生市，鴻巣市，深谷市，上尾市，草加市， 越谷市，蕨市，戸田市，入間市，朝霞市，志木市，和光市，新座市， 桶川市，久喜市，北本市，八潮市，富士見市，三郷市，蓮田市， 坂戸市，幸手市，鶴ヶ島市，日高市，吉川市，ふじみ野市，白岡市， 伊奈町，三芳町，上里町，宮代町，杉戸町，松伏町
千　葉　県	千葉市（中央区，若葉区を除く），市川市，船橋市，松戸市， 野田市，茂原市，佐倉市，習志野市，柏市，流山市，八千代市， 我孫子市，鎌ヶ谷市，浦安市，四街道市，白井市
神奈川県	横浜市（鶴見区，中区，磯子区を除く），川崎市（川崎区を除く）， 相模原市（緑区を除く），横須賀市，平塚市，鎌倉市，藤沢市， 小田原市，茅ヶ崎市，逗子市，秦野市，厚木市，大和市，伊勢原市， 海老名市，座間市，南足柄市，綾瀬市，寒川町，二宮町，中井町， 開成町，愛川町
山　梨　県	中央市，昭和町，忍野村
静　岡　県	沼津市，三島市，富士市，清水町，長泉町

託送供給等約款新旧比較表

託送供給等約款（令和６年 10 月１日実施）	託送供給等約款（令和７年４月１日実施）
ロ　受電電圧が標準電圧6,000ボルト以下の場合の系統設備効率化割引単価 22（系統連系受電サービス）（３）ハ(ﾛ)によって算定された系統設備効率化割引単価が，22（系統連系受電サービス）（３）ハ(ﾛ)の割引区分Ａ－２およびＢ－２を適用した場合に算定される系統設備効率化割引単価を下回る場合の系統設備効率化割引単価は，22（系統連系受電サービス）（３）ハ(ﾛ)にかかわらず，22（系統連系受電サービス）（３）ハ(ﾛ)の割引区分Ａ－２およびＢ－２を適用した場合に算定される系統設備効率化割引単価といたします。 ハ　受電電圧が標準電圧6,000ボルトをこえる場合の系統設備効率化割引単価 22（系統連系受電サービス）（３）ハ(ﾛ)によって算定された系統設備効率化割引単価が，22（系統連系受電サービス）（３）ハ(ﾛ)の割引区分Ａ－２を適用した場合に算定される系統設備効率化割引単価を下回る場合の系統設備効率化割引単価は，22（系統連系受電サービス）（３）ハ(ﾛ)にかかわらず，22（系統連系受電サービス）（３）ハ(ﾛ)の割引区分Ａ－２を適用した場合に算定される系統設備効率化割引単価といたします。	ロ　受電電圧が標準電圧6,000ボルト以下の場合の系統設備効率化割引単価 22（系統連系受電サービス）（３）ハ(ﾛ)によって算定された系統設備効率化割引単価が，22（系統連系受電サービス）（３）ハ(ﾛ)の割引区分Ａ－２およびＢ－２を適用した場合に算定される系統設備効率化割引単価を下回る場合の系統設備効率化割引単価は，22（系統連系受電サービス）（３）ハ(ﾛ)にかかわらず，22（系統連系受電サービス）（３）ハ(ﾛ)の割引区分Ａ－２およびＢ－２を適用した場合に算定される系統設備効率化割引単価といたします。 ハ　受電電圧が標準電圧6,000ボルトをこえる場合の系統設備効率化割引単価 22（系統連系受電サービス）（３）ハ(ﾛ)によって算定された系統設備効率化割引単価が，22（系統連系受電サービス）（３）ハ(ﾛ)の割引区分Ａ－２を適用した場合に算定される系統設備効率化割引単価は，22（系統連系受電サービス）（３）ハ(ﾛ)にかかわらず，22（系統連系受電サービス）（３）ハ(ﾛ)の割引区分Ａ－２を適用した場合に算定される系統設備効率化割引単価といたします。
~~20　令和７年３月31日までの給電指令の実施等についての特別措置~~ ~~この約款実施の日から令和７年３月31日までの期間における需要者の電気の使用または予備送電サービスの使用を制限または中止した場合の料金については，39（給電指令の実施等）（９）または(10)にかかわらず，次のとおりといたします。~~ ~~（１）　当社は，39（給電指令の実施等）（２）イ，ロ，ハ，トまたは（３）によって，需要者の電気の使用を制限し，または中止した場合には，次の割引を行ない料金を算定いたします。ただし，その原因が契約者，発電契約者，発電者または需要者の責めとなる理由による場合は，その部分については割引いたしません。~~ ~~イ　低圧で供給する場合または高圧で供給する場合で，接続送電サービス契約電力もしくは臨時接続送電サービス契約電力が500キロワット未満となるとき。~~ ~~(ｲ)　割 引 の 対 象~~ ~~電灯定額接続送電サービスについては接続送電サービス料金とし，電灯臨時定額接続送電サービスおよび動力臨時定額接続送電サービスについては臨時接続送電サービス料金とし，その他については当該供給地点の接続送電サービスまたは臨時接続送電サービスの基本料金（力率割引または割増しの適用を受ける場合はその適用	

託送供給等約款新旧比較表

託送供給等約款（令和６年 10 月１日実施）	託送供給等約款（令和７年４月１日実施）
~~後の基本料金といたします。）といたします。ただし，33（料金の算定）（１）イ，ロ，ニ，ホまたはトの場合は，制限または中止の日における契約内容に応じて算定される１月の金額といたします。~~ ~~(ﾛ) 割　　引　　率~~ ~~１月中の制限し，または中止した延べ日数１日ごとに４パーセントといたします。~~ ~~(ﾊ) 制限または中止延べ日数の計算~~ ~~延べ日数は，１日のうち延べ１時間以上制限し，または中止した日を１日として計算いたします。~~ ~~ロ　高圧で供給する場合で，接続送電サービス契約電力もしくは臨時接続送電サービス契約電力が500キロワット以上となるときまたは特別高圧で供給する場合~~ ~~(ｲ) 割 引 の 対 象~~ ~~当該供給地点の力率割引または割増し後の接続送電サービスまたは臨時接続送電サービスの基本料金といたします。ただし，33（料金の算定）（１）イ，ロ，ニ，ホまたはトの場合は，制限または中止の日における契約内容に応じて算定される１月の金額といたします。~~ ~~(ﾛ) 割　　引　　率~~ ~~１月中の制限し，または中止した延べ時間数１時間ごとに0.2パーセントといたします。~~ ~~(ﾊ) 制限または中止延べ時間数の計算~~ ~~延べ時間数は，１回10分以上の制限または中止の延べ時間とし，１時間未満の端数を生じた場合は，30分以上は切り上げ，30分未満は切り捨てます。~~ ~~なお，制限時間については，次の算式によって修正したうえで合計いたします。~~ ~~（算　　式）~~ ~~a　接続供給電力を制限した場合~~ ~~H’＝H×（D－d）／D~~ ~~H’＝　修正時間~~ ~~H　＝　制限時間~~ ~~D　＝　当該供給地点の接続送電サービス契約電力または臨時接続送電サー~~	

託送供給等約款新旧比較表

託送供給等約款（令和６年 10 月１日実施）	託送供給等約款（令和７年４月１日実施）
~~ビス契約電力~~ ~~ｄ　＝　制限時間中の当該供給地点の接続供給電力の最大値~~ ~~ｂ　接続供給電力量を制限した場合~~ ~~H’＝H×（A－B）／A~~ ~~H’＝　修正時間~~ ~~H　＝　制限時間~~ ~~A　＝　制限指定時間中の当該供給地点の基準となる電力量~~ ~~B　＝　制限時間中の当該供給地点の接続供給電力量~~ ~~ｃ　接続供給電力および接続供給電力量を同時に制限した時間については，ａによる修正時間またはｂによる修正時間のいずれか大きいものによります。~~ ~~（２）（１）による延べ日数または延べ時間数を計算する場合には，電気工作物の保守または増強のための工事の必要上当社が契約者に３日前までにお知らせして行なう制限または中止は，１月につき１日を限って計算に入れません。~~ ~~なお，契約者と当社との協議（分割接続供給の場合は，双方の契約者と当社との協議といたします。）が整った場合は，需要者に３日前までにお知らせしたことをもって契約者に３日前までにお知らせしたものとみなします。~~ ~~（３）予備送電サービスの使用を制限し，または中止した場合には，（１）および（２）に準じて割引を行ない料金を算定いたします。~~	
	20　災害救助法が適用された場合等の特別措置 令和７年４月１日以降に当社供給区域において災害が発生し，原則として災害発生日から１年以内に，当社供給区域内の地域が災害救助法第２条第３項に定める災害発生市町村または本部所管区域市町村の区域（以下「災害救助法適用地域」といいます。）として公示された場合，または当該災害が激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第２条第１項に定める激甚災害として指定され当社供給区域内の地域がその対象地域となった場合で，災害救助法の公示日または激甚災害の指定日が属する月から６月後の月の末

託送供給等約款新旧比較表

託送供給等約款（令和６年 10 月１日実施）	託送供給等約款（令和７年４月１日実施）
	日までに，当該災害により被害を受けた需要者（原則として災害救助法適用地域または激甚災害の対象地域の需要者に限ります。）の供給地点に係る託送供給について当該需要者に対して電気の供給を行なう契約者からこの特別措置の適用の申出があるとき（当社が分割接続供給を行なう供給地点においては，双方の契約者から申出がある場合に限ります。）または当該災害により被害を受けた発電者（原則として災害救助法適用地域または激甚災害の対象地域の発電者に限ります。）の受電地点に係る発電量調整供給について当該発電者もしくは当該発電量調整供給に係る発電契約者からこの特別措置の適用の申出があるときの料金および必要となるその他の供給条件は次のとおりといたします。 なお，当社は，需要者または発電者の被害状況を確認するため，必要に応じてり災証明書の提示を求める等の措置を講ずることがあります。 （１） 災害により被害を受けた需要者の供給地点に係る接続送電サービス料金，臨時接続送電サービス料金および予備送電サービス料金について，災害発生日が属する月の前月の料金（支払期日が災害発生日以降となるものに限ります。），および災害発生日が属する月からその翌々月までの料金の供給側料金算定日を，18（料金）（１）にかかわらず，それぞれ１月延期いたします。 （２） 災害により被害を受けた需要者の供給地点において，災害により被害を受けたときから引き続きまったく電気を使用しない場合には，災害発生日が属する月から６月後の月の末日までの間は，料金の算定期間ごとに次の割引を行ない料金を算定いたします。 イ 割 引 の 対 象 電灯定額接続送電サービスについては接続送電サービス料金とし，電灯臨時定額接続送電サービスおよび動力臨時定額接続送電サービスについては臨時接続送電サービス料金とし，その他については当該供給地点の接続送電サービスまたは臨時接続送電サービスの基本料金（力率割引または割増しの適用を受ける場合はその適用後の基本料金といたします。）といたします。ただし，33（料金の算定）（１）イ，ロ，ニ，ホまたはトの場合は，まったく電気を使用しない日における契約内容に応じて算定される１月の金額といたします。 ロ 割 引 率 ハに定める割引日数１日ごとに４パーセントといたします。 ハ 割 引 日 数

託送供給等約款新旧比較表

託送供給等約款（令和６年 10 月１日実施）	託送供給等約款（令和７年４月１日実施）
	割引日数は，各月の料金の算定期間における，災害により被害を受けたときから引き続きまったく電気を使用しない期間の日数とし，30分ごとの接続供給電力量等にもとづき当社との協議によって定めます。 （３） 災害により被害を受けた需要者の供給地点において，災害により被害を受けたときから引き続きまったく予備送電サービスを使用しない場合には，災害発生日が属する月から６月後の月の末日までの間は，料金の算定期間ごとに（２）に準じて割引を行ない予備送電サービス料金を算定いたします。 （４） 災害により被害を受けた需要者の供給地点において，災害により被害を受けたときから引き続きまったく電気を使用しないで，契約者が当該供給地点に係る接続供給を廃止された後，契約者が新たに当該供給地点に係る接続供給の申込みを行なった場合で，その申込みが災害発生日が属する月の６月後の月の末日までに行なわれ，かつ，その申込みが災害により被害を受けたときの当該供給地点に係る接続送電サービス契約電力等をこえないとき（分割接続供給の場合は，その申込みにもとづく１供給地点につき，１接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービス契約電力等が，災害により被害を受けたときの１供給地点につき，１接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービス契約電力等をこえないときに限ります。）は，70（供給地点への供給設備の工事費負担金）にかかわらず，その工事費負担金を申し受けません。 （５） 契約者が，災害により被害を受けた需要者の供給地点において，再建等のため，20（臨時接続送電サービス）の申込みを行なった場合で，その申込みが災害発生日が属する月の６月後の月の末日までに行なわれたときは，73（臨時工事費）にかかわらず，その臨時工事費を申し受けません。 （６） 災害により被害を受けた需要者の供給地点において，電気設備が災害のため復旧まで一時使用不能となった場合，18（料金）（１）にかかわらず，災害発生日が属する月から６月後の月の末日までの間は，その使用不能設備に相当する接続送電サービスの基本料金，臨時接続送電サービスの基本料金および予備送電サービス料金の割引を行ない料金を算定いたします。 （７） 契約者が，災害により被害を受けた需要者の供給地点において，再建等のため，引込線，計量器，その付属装置，区分装置，通信設備および電流制限器等の取付位置の変更の申込みを災害発生日が属する月の６月後の月の末日までに行なった場合で，その供給

託送供給等約款新旧比較表

託送供給等約款（令和６年 10 月１日実施）	託送供給等約款（令和７年４月１日実施）
	方法が災害により被害を受けたときの供給方法と同一であるときは，62（引込線の接続），63（計量器等の取付け），64（通信設備等の施設）および66（電流制限器等の取付け）にかかわらず，原則として，その初回の工事に要した実費または実費相当額を申し受けません。 （８） 災害により被害を受けた需要者の供給地点において，当社が分割接続供給を行なう場合で，（２）または（６）によって割引を行ない接続送電サービス料金または臨時接続送電サービス料金を算定するときは，（９）または(10)による料金の調整を行なうために，１供給地点につき，１接続送電サービスまたは１臨時接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービス料金または臨時接続送電サービス料金を，（２）または（６）に準じて割引を行ない算定いたします。 （９） 災害により被害を受けた需要者の供給地点において，当社が分割接続供給を行ない，かつ，（２）または（６）によって割引を行ない接続送電サービス料金を算定する場合で，それぞれの契約者に係る接続送電サービス料金の合計と，（８）によって算定された１供給地点につき，１接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービス料金との間に差が生ずるときは，33（料金の算定）(10)に準じて接続送電サービス料金の調整を行ないます。 (10) 災害により被害を受けた需要者の供給地点において，当社が分割接続供給を行ない，かつ，（２）または（６）によって割引を行ない臨時接続送電サービス料金を算定する場合で，それぞれの契約者に係る臨時接続送電サービス料金の合計と，（８）によって算定された１供給地点につき，１臨時接続送電サービスを適用した場合の臨時接続送電サービス料金との間に差が生ずるときは，33（料金の算定）(11)に準じて臨時接続送電サービス料金の調整を行ないます。 (11) 災害により被害を受けた需要者の供給地点において，当社が分割接続供給を行なう場合で，（３）または（６）によって割引を行ない予備送電サービス料金を算定するときは，(12)による料金の調整を行なうために，１供給地点につき，１予備送電サービスを適用した場合の予備送電サービス料金を，（３）または（６）に準じて割引を行ない算定いたします。 (12) 災害により被害を受けた需要者の供給地点において，当社が分割接続供給を行ない，かつ，予備送電サービスをあわせて適用し，（３）または（６）によって割引を行ない予備

託送供給等約款新旧比較表

託送供給等約款（令和６年 10 月１日実施）	託送供給等約款（令和７年４月１日実施）
	送電サービス料金を算定する場合で，それぞれの契約者に係る予備送電サービス料金の合計と，(11)によって算定された１供給地点につき，１予備送電サービスを適用した場合の予備送電サービス料金との間に差が生ずるときは，33（料金の算定）(12)に準じて予備送電サービス料金の調整を行ないます。 (13)　災害により被害を受けた発電者の受電地点に係る系統連系受電サービス料金について，災害発生日が属する月の前月の料金（支払期日が災害発生日以降となるものに限ります。），および災害発生日が属する月からその翌々月までの料金の支払期日を，34（支払義務の発生および支払期日）にかかわらず，それぞれ１月延期いたします。 (14)　災害により被害を受けた発電者の受電地点において，災害により被害を受けたときから引き続きまったく発電または放電しない場合（他の発電量調整供給契約等と同一計量する場合等は，すべての発電量調整供給等に係る発電量調整受電電力量等が零であるときに限ります。）には，災害発生日が属する月から６月後の月の末日までの間は，料金の算定期間ごとに次の割引を行ない料金を算定いたします。 イ　割 引 の 対 象 当該受電地点の系統連系受電サービスの基本料金から系統設備効率化割引額を差し引いた金額といたします。ただし，33（料金の算定）（１）イ，ハ，ニまたはへの場合は，まったく電気を発電または放電しない日における契約内容に応じて算定される１月の金額といたします。 ロ　割　　引　　率 ハに定める割引日数１日ごとに４パーセントといたします。 ハ　割　引　日　数 割引日数は，各月の料金の算定期間における，災害により被害を受けたときから引き続きまったく電気を発電または放電しない期間の日数とし，30分ごとの発電量調整受電電力量等にもとづき当社との協議によって定めます。 (15)　災害により被害を受けた発電者の受電地点において，発電設備等が災害のため復旧まで一時運転不能となった場合，18（料金）（３）にかかわらず，災害発生日が属する月から６月後の月の末日までの間は，その運転不能設備に相当する系統連系受電サービスの基本料金の割引を行ない料金を算定いたします。 なお，この場合，その運転不能設備に相当する系統連系受電サービスの系統設備効率

託送供給等約款新旧比較表

託送供給等約款（令和６年 10 月１日実施）	託送供給等約款（令和７年４月１日実施）
	化割引は適用いたしません。
別　　表 ９　需要計画・調達計画・販売計画 需要計画・調達計画・販売計画の通知の期限および通知の内容は次のとおりといたします。	**別　　表** ９　需要計画・調達計画・販売計画 需要計画・調達計画・販売計画の通知の期限および通知の内容は次のとおりといたします。

託送供給等約款新旧比較表

託送供給等約款（令和６年 10 月１日実施）

対象期間		年間計画（第１年度，第２年度）	月間計画（翌月，翌々月）	週間計画（翌週，翌々週）	翌々日計画	翌日計画	当日計画
通知の期限		毎年10月31日	毎月１日	毎週水曜日午前10時	毎日午前10時	毎日午前12時	30分ごとの実需給の開始時刻の１時間前
通知の内容	需要想定値	各月の平日および休日の接続対象電力の最大値および最小値	各週の平日および休日の接続対象電力の最大値および最小値	電力広域的運営推進機関が指定する時刻の日ごとの接続対象電力	~~週間計画と同一の時刻の接続対象電力~~	30分ごとの接続対象電力量	
	需要想定値に対する調達計画・販売計画	各月の平日および休日の接続対象電力の最大値および最小値に対する発電契約者，契約者または需要抑制契約者ごとの調達分および販売分の計画値	各週の平日および休日の接続対象電力の最大値および最小値に対する発電契約者，契約者または需要抑制契約者ごとの調達分および販売分の計画値	電力広域的運営推進機関が指定する時刻の日ごとの接続対象電力に対する発電契約者，契約者または需要抑制契約者ごとの調達分および販売分の計画値	~~週間計画と同一の時刻の接続対象電力に対する発電契約者，契約者または需要抑制契約者ごとの調達分および販売分の計画値~~	30分ごとの接続対象電力量に対する発電契約者，契約者または需要抑制契約者ごとの調達分および販売分の計画値	
		供給力未調達分の計画値（自己等への電気の供給を行なう場合を除きます。）			—		

（注１）需要計画・調達計画・販売計画は，当社所定の様式により提出していただきます。

（注２）年度とは，４月１日から翌年の３月31日までの期間といたします。

託送供給等約款（令和７年４月１日実施）

対象期間		年間計画（第１年度，第２年度）	月間計画（翌月，翌々月）	週間計画（翌週，翌々週）	翌々日計画	翌日計画	当日計画
通知の期限		毎年10月31日	毎月１日	毎週水曜日午前10時	毎日午前10時	毎日午前12時	30分ごとの実需給の開始時刻の１時間前
通知の内容	需要想定値	各月の平日および休日の接続対象電力の最大値および最小値	各週の平日および休日の接続対象電力の最大値および最小値	電力広域的運営推進機関が指定する時刻の日ごとの接続対象電力	30分ごとの接続対象電力量		
	需要想定値に対する調達計画・販売計画	各月の平日および休日の接続対象電力の最大値および最小値に対する発電契約者，契約者または需要抑制契約者ごとの調達分および販売分の計画値	各週の平日および休日の接続対象電力の最大値および最小値に対する発電契約者，契約者または需要抑制契約者ごとの調達分および販売分の計画値	電力広域的運営推進機関が指定する時刻の日ごとの接続対象電力に対する発電契約者，契約者または需要抑制契約者ごとの調達分および販売分の計画値	30分ごとの接続対象電力量に対する発電契約者，契約者または需要抑制契約者ごとの調達分および販売分の計画値		
		供給力未調達分の計画値（自己等への電気の供給を行なう場合を除きます。）			—		

（注１）需要計画・調達計画・販売計画は，当社所定の様式により提出していただきます。

（注２）年度とは，４月１日から翌年の３月31日までの期間といたします。

託送供給等約款新旧比較表

託送供給等約款（令和６年 10 月１日実施）	託送供給等約款（令和７年４月１日実施）
（注３）当社が供給区域の詳細な需給状況を把握する必要がある場合は，より詳細な断面を提出していただく場合があります。 （注４）~~翌々日~~計画以前において，連系線の利用に係る調達計画および販売計画がある場合には，当該利用に係る調達分ごとの計画値および当該利用に係る販売分ごとの計画値を提出していただきます。	（注３）当社が供給区域の詳細な需給状況を把握する必要がある場合は，より詳細な断面を提出していただく場合があります。 （注４）週間計画以前において，連系線の利用に係る調達計画および販売計画がある場合には，当該利用に係る調達分ごとの計画値および当該利用に係る販売分ごとの計画値を提出していただきます。
10　発電計画・調達計画・販売計画 発電計画・調達計画・販売計画の通知の期限および通知の内容は次のとおりといたします。	**10　発電計画・調達計画・販売計画** 発電計画・調達計画・販売計画の通知の期限および通知の内容は次のとおりといたします。

託送供給等約款新旧比較表

託送供給等約款（令和６年 10 月１日実施）

対象期間		年間計画（第１年度，第２年度）	月間計画（翌月，翌々月）	週間計画（翌週，翌々週）	翌々日計画	翌日計画	当日計画
通知の期限		毎年10月31日	毎月１日	毎週水曜日午前10時	毎日午前10時	毎日午前12時	原則として30分ごとの実需給の開始時刻の１時間前
通知の内容	発電計画	各月の平日および休日の発電量調整受電電力の最大値および最小値	各週の平日および休日の発電量調整受電電力の最大値および最小値	電力広域的運営推進機関が指定する時刻の日ごとの発電量調整受電電力	~~週間計画と同一の時刻の発電量調整受電電力~~	30分ごとの発電量調整受電電力量	
	調達計画・販売計画	各月の平日および休日の発電量調整受電電力の最大値および最小値に対する契約者，発電契約者または需要抑制契約者ごとの調達分および販売分の計画値	各週の平日および休日の発電量調整受電電力の最大値および最小値に対する契約者，発電契約者または需要抑制契約者ごとの調達分および販売分の計画値	電力広域的運営推進機関が指定する時刻の日ごとの発電量調整受電電力に対する契約者，発電契約者または需要抑制契約者ごとの調達分および販売分の計画値	~~週間計画と同一の時刻の発電量調整受電電力に対する契約者，発電契約者または需要抑制契約者ごとの調達分および販売分の計画値~~	30分ごとの発電量調整受電電力量に対する契約者，発電契約者または需要抑制契約者ごとの調達分および販売分の計画値	
	発電設備等の停止計画	作業の開始日時，作業の終了日時，停止内容，その他必要な項目		—	—	—	
		—	—	計画外作業			
				計画作業の変更分			

託送供給等約款（令和７年４月１日実施）

対象期間		年間計画（第１年度，第２年度）	月間計画（翌月，翌々月）	週間計画（翌週，翌々週）	翌々日計画	翌日計画	当日計画
通知の期限		毎年10月31日	毎月１日	毎週水曜日午前10時	毎日午前10時	毎日午前12時	原則として30分ごとの実需給の開始時刻の１時間前
通知の内容	発電計画	各月の平日および休日の発電量調整受電電力の最大値および最小値	各週の平日および休日の発電量調整受電電力の最大値および最小値	電力広域的運営推進機関が指定する時刻の日ごとの発電量調整受電電力	30分ごとの発電量調整受電電力量		
	調達計画・販売計画	各月の平日および休日の発電量調整受電電力の最大値および最小値に対する契約者，発電契約者または需要抑制契約者ごとの調達分および販売分の計画値	各週の平日および休日の発電量調整受電電力の最大値および最小値に対する契約者，発電契約者または需要抑制契約者ごとの調達分および販売分の計画値	電力広域的運営推進機関が指定する時刻の日ごとの発電量調整受電電力に対する契約者，発電契約者または需要抑制契約者ごとの調達分および販売分の計画値	30分ごとの発電量調整受電電力量に対する契約者，発電契約者または需要抑制契約者ごとの調達分および販売分の計画値		
	発電設備等の停止計画	作業の開始日時，作業の終了日時，停止内容，その他必要な項目		—	—		
		—	—	計画外作業			
				計画作業の変更分			

託送供給等約款新旧比較表

託送供給等約款（令和６年 10 月１日実施）	託送供給等約款（令和７年４月１日実施）
（注１）発電計画・調達計画・販売計画は，当社所定の様式により提出していただきます。 （注２）年度とは，４月１日から翌年の３月31日までの期間といたします。 （注３）当社が系統運用上必要な場合および料金の算定上必要な場合は，発電場所別の発電計画もあわせて提出していただきます。 （注４）計画外作業および計画作業の変更分については，発生のつど，すみやかに提出していただきます。 （注５）当社が供給区域の詳細な需給状況を把握する必要がある場合は，より詳細な断面を提出していただく場合があります。 （注６）~~翌々日~~計画以前において，連系線の利用に係る調達計画および販売計画がある場合には，当該利用に係る調達分ごとの計画値および当該利用に係る販売分ごとの計画値を提出していただきます。	（注１）発電計画・調達計画・販売計画は，当社所定の様式により提出していただきます。 （注２）年度とは，４月１日から翌年の３月31日までの期間といたします。 （注３）当社が系統運用上必要な場合および料金の算定上必要な場合は，発電場所別の発電計画もあわせて提出していただきます。 （注４）計画外作業および計画作業の変更分については，発生のつど，すみやかに提出していただきます。 （注５）当社が供給区域の詳細な需給状況を把握する必要がある場合は，より詳細な断面を提出していただく場合があります。 （注６）週間計画以前において，連系線の利用に係る調達計画および販売計画がある場合には，当該利用に係る調達分ごとの計画値および当該利用に係る販売分ごとの計画値を提出していただきます。
11　需要抑制計画・調達計画・販売計画・ベースライン 需要抑制計画・調達計画・販売計画・ベースラインの通知の期限および通知の内容は次のとおりといたします。	**11　需要抑制計画・調達計画・販売計画・ベースライン** 需要抑制計画・調達計画・販売計画・ベースラインの通知の期限および通知の内容は次のとおりといたします。

託送供給等約款新旧比較表

託送供給等約款（令和６年 10 月１日実施）

対象期間		年間計画（第１年度，第２年度）	月間計画（翌月，翌々月）	週間計画（翌週，翌々週）	翌々日計画	翌日計画	当日計画
通知の期限		毎年10月31日	毎月１日	毎週水曜日午前10時	毎日午前10時	毎日午前12時	30分ごとの実需給の開始時刻の１時間前
通知の内容	需要抑制計画	各月の平日および休日の需要抑制量調整受電電力の最大値および最小値	各週の平日および休日の需要抑制量調整受電電力の最大値および最小値	電力広域的運営推進機関が指定する時刻の日ごとの需要抑制量調整受電電力	~~週間計画と同一の時刻の需要抑制量調整受電電力~~	30分ごとの需要抑制量調整受電電力量	
	調達計画・販売計画	各月の平日および休日の需要抑制量調整受電電力の最大値および最小値に対する契約者，発電契約者または需要抑制契約者ごとの調達分および販売分の計画値	各週の平日および休日の需要抑制量調整受電電力の最大値および最小値に対する契約者，発電契約者または需要抑制契約者ごとの調達分および販売分の計画値	電力広域的運営推進機関が指定する時刻の日ごとの需要抑制量調整受電電力に対する契約者，発電契約者または需要抑制契約者ごとの調達分および販売分の計画値	~~週間計画と同一の時刻の需要抑制量調整受電電力に対する契約者，発電契約者または需要抑制契約者ごとの調達分および販売分の計画値~~	30分ごとの需要抑制量調整受電電力量に対する契約者，発電契約者または需要抑制契約者ごとの調達分および販売分の計画値	
	ベースライン	—	—	—	—	—	30分ごとの値

（注１）需要抑制計画・調達計画・販売計画・ベースラインは，当社所定の様式により

託送供給等約款（令和７年４月１日実施）

対象期間		年間計画（第１年度，第２年度）	月間計画（翌月，翌々月）	週間計画（翌週，翌々週）	翌々日計画	翌日計画	当日計画
通知の期限		毎年10月31日	毎月１日	毎週水曜日午前10時	毎日午前10時	毎日午前12時	30分ごとの実需給の開始時刻の１時間前
通知の内容	需要抑制計画	各月の平日および休日の需要抑制量調整受電電力の最大値および最小値	各週の平日および休日の需要抑制量調整受電電力の最大値および最小値	電力広域的運営推進機関が指定する時刻の日ごとの需要抑制量調整受電電力	30分ごとの需要抑制量調整受電電力量		
	調達計画・販売計画	各月の平日および休日の需要抑制量調整受電電力の最大値および最小値に対する契約者，発電契約者または需要抑制契約者ごとの調達分および販売分の計画値	各週の平日および休日の需要抑制量調整受電電力の最大値および最小値に対する契約者，発電契約者または需要抑制契約者ごとの調達分および販売分の計画値	電力広域的運営推進機関が指定する時刻の日ごとの需要抑制量調整受電電力に対する契約者，発電契約者または需要抑制契約者ごとの調達分および販売分の計画値	30分ごとの需要抑制量調整受電電力量に対する契約者，発電契約者または需要抑制契約者ごとの調達分および販売分の計画値		
	ベースライン	—	—	—	—	—	30分ごとの値

（注１）需要抑制計画・調達計画・販売計画・ベースラインは，当社所定の様式により

託送供給等約款新旧比較表

託送供給等約款（令和６年 10 月１日実施）	託送供給等約款（令和７年４月１日実施）
提出していただきます。 （注２）年度とは，４月１日から翌年の３月31日までの期間といたします。 （注３）当社が供給区域の詳細な需給状況を把握する必要がある場合は，より詳細な断面を提出していただく場合があります。 （注４）~~翌々日~~計画以前において，連系線の利用に係る調達計画および販売計画がある場合には，当該利用に係る調達分ごとの計画値および当該利用に係る販売分ごとの計画値を提出していただきます。	提出していただきます。 （注２）年度とは，４月１日から翌年の３月31日までの期間といたします。 （注３）当社が供給区域の詳細な需給状況を把握する必要がある場合は，より詳細な断面を提出していただく場合があります。 （注４）週間計画以前において，連系線の利用に係る調達計画および販売計画がある場合には，当該利用に係る調達分ごとの計画値および当該利用に係る販売分ごとの計画値を提出していただきます。

託送供給等約款（令和６年 10 月１日実施）	託送供給等約款（令和７年４月１日実施）
系 統 連 系 技 術 要 件 【託送供給等約款別冊】 令和~~6~~年~~10~~月１日 実施 東京電力パワーグリッド株式会社	系 統 連 系 技 術 要 件 【託送供給等約款別冊】 令和7年4月１日 実施 東京電力パワーグリッド株式会社

系統連系技術要件【託送供給等約款別冊】新旧比較表

託送供給等約款（令和６年 10 月１日実施）	託送供給等約款（令和７年４月１日実施）
目　　次	目　　次
Ⅰ　総則 ……1	Ⅰ　総則 ……1
Ⅱ　発電者設備（低圧）	Ⅱ　発電者設備（低圧）
1　発電設備等の種類 ……2	1　発電設備等の種類 ……2
2　電気方式 ……2	2　電気方式 ……2
3　運転可能周波数 ……2	3　運転可能周波数・並列時許容周波数 ……2
4　力率 ……3	4　力率 ……3
5　高調波 ……~~3~~	5　高調波 ……4
6　需給バランス制約による発電設備等の出力の抑制 ……4	6　需給バランス制約による発電設備等の出力の抑制 ……4
7　送電容量制約による発電設備等の出力の抑制 ……5	7　送電容量制約による発電設備等の出力の抑制 ……5
8　不要解列の防止 ……5	8　不要解列の防止 ……5
9　保護装置の設置 ……~~8~~	9　保護装置の設置 ……9
１０　保護装置の設置場所 ……~~10~~	１０　保護装置の設置場所 ……11
１１　解列箇所 ……~~10~~	１１　解列箇所 ……11
１２　保護リレーの設置相数 ……~~10~~	１２　保護リレーの設置相数 ……11
	１３　発電機運転制御装置の付加 ……12
~~１３~~　接地方式 ……~~11~~	１４　接地方式 ……13
~~１４~~　直流流出防止変圧器の設置 ……~~11~~	１５　直流流出防止変圧器の設置 ……13
~~１５~~　電圧変動対策 ……~~12~~	１６　電圧変動対策 ……13
~~１６~~　短絡容量 ……~~15~~	１７　短絡容量 ……17
~~１７~~　過電流引き外し素子を有する遮断器の設置 ……~~15~~	１８　過電流引き外し素子を有する遮断器の設置 ……17
~~１８~~　サイバーセキュリティ対策 ……~~15~~	１９　サイバーセキュリティ対策 ……17
~~１９~~　電力品質に関する対策 ……~~16~~	２０　電力品質に関する対策 ……18
~~２０~~　発電機諸元 ……~~17~~	２１　発電機諸元 ……19
Ⅲ　発電者設備（高圧）	Ⅲ　発電者設備（高圧）
1　電気方式 ……~~18~~	1　電気方式 ……20

系統連系技術要件【託送供給等約款別冊】新旧比較表

託送供給等約款（令和６年 10 月１日実施）	託送供給等約款（令和７年４月１日実施）
２　運転可能周波数 ……~~18~~	２　運転可能周波数・並列時許容周波数 ……20
３　力率 ……~~19~~	３　力率 ……21
４　高調波 ……~~19~~	４　高調波 ……21
５　需給バランス制約による発電設備等の出力の抑制 ……~~19~~	５　需給バランス制約による発電設備等の出力の抑制 ……22
６　送電容量制約による発電設備等の出力の抑制 ……~~20~~	６　送電容量制約による発電設備等の出力の抑制 ……23
７　不要解列の防止 ……~~20~~	７　不要解列の防止 ……23
８　保護装置の設置 ……~~23~~	８　保護装置の設置 ……26
９　保護装置の設置場所 ……~~26~~	９　保護装置の設置場所 ……29
１０　解列箇所 ……~~26~~	１０　解列箇所 ……29
１１　保護リレーの設置相数 ……~~26~~	１１　保護リレーの設置相数 ……29
１２　自動負荷制限 ……~~27~~	１２　自動負荷制限 ……30
１３　線路無電圧確認装置の設置 ……~~27~~	１３　線路無電圧確認装置の設置 ……30
	１４　発電機運転制御装置の付加 ……31
~~１４~~　接地方式 ……~~28~~	１５　接地方式 ……32
~~１５~~　直流流出防止変圧器の設置 ……~~28~~	１６　直流流出防止変圧器の設置 ……32
~~１６~~　電圧変動対策 ……~~29~~	１７　電圧変動対策 ……32
~~１７~~　短絡容量 ……~~32~~	１８　短絡容量 ……37
~~１８~~　発電機定数・諸元 ……~~32~~	１９　発電機定数・諸元 ……37
~~１９~~　昇圧用変圧器 ……~~34~~	２０　昇圧用変圧器 ……39
~~２０~~　連絡体制 ……~~35~~	２１　連絡体制 ……39
~~２１~~　バンク逆潮流の制限 ……~~36~~	２２　バンク逆潮流の制限 ……41
~~２２~~　サイバーセキュリティ対策 ……~~36~~	２３　サイバーセキュリティ対策 ……41
~~２３~~　電力品質に関する対策 ……~~37~~	２４　電力品質に関する対策 ……42
Ⅳ　発電者設備（特別高圧）	**Ⅳ　発電者設備（特別高圧）**
１　電気方式 ……~~39~~	１　電気方式 ……43
２　運転可能周波数・並列時許容周波数 ……~~39~~	２　運転可能周波数・並列時許容周波数 ……43
３　力率 ……~~40~~	３　力率 ……44
４　高調波 ……~~40~~	４　高調波 ……44
５　需給バランス制約による発電設備等の出力の抑制 ……~~40~~	５　需給バランス制約による発電設備等の出力の抑制 ……44
６　送電容量制約による発電設備等の出力の抑制 ……~~41~~	６　送電容量制約による発電設備等の出力の抑制 ……45
７　不要解列の防止 ……~~41~~	７　不要解列の防止 ……46

系統連系技術要件【託送供給等約款別冊】新旧比較表

託送供給等約款（令和６年 10 月１日実施）	託送供給等約款（令和７年４月１日実施）
８　保護装置の設置 ……~~44~~	８　保護装置の設置 ……48
９　再閉路方式 ……~~50~~	９　再閉路方式 ……54
１０　保護装置の設置場所 ……~~51~~	１０　保護装置の設置場所 ……55
１１　解列箇所 ……~~51~~	１１　解列箇所 ……55
１２　保護リレーの設置相数 ……~~51~~	１２　保護リレーの設置相数 ……55
１３　自動負荷制限・発電抑制 ……~~52~~	１３　自動負荷制限・発電抑制 ……56
１４　線路無電圧確認装置の設置 ……~~53~~	１４　線路無電圧確認装置の設置 ……57
１５　発電機運転制御装置の付加 ……~~54~~	１５　発電機運転制御装置の付加 ……58
１６　中性点接地装置の付加と電磁誘導障害防止対策の実施 ……~~59~~	１６　中性点接地装置の付加と電磁誘導障害防止対策の実施 ……65
１７　直流流出防止変圧器の設置 ……~~59~~	１７　直流流出防止変圧器の設置 ……66
１８　電圧変動対策 ……~~60~~	１８　電圧変動対策 ……66
１９　出力変動対策 ……~~62~~	１９　出力変動対策 ……68
２０　短絡・地絡電流対策 ……~~63~~	２０　短絡・地絡電流対策 ……70
２１　発電機定数・諸元 ……~~63~~	２１　発電機定数・諸元 ……70
２２　昇圧用変圧器 ……~~67~~	２２　昇圧用変圧器 ……74
２３　連絡体制 ……~~68~~	２３　連絡体制 ……75
２４　電気現象記録装置 ……~~71~~	２４　電気現象記録装置 ……78
２５　サイバーセキュリティ対策 ……~~71~~	２５　サイバーセキュリティ対策 ……78
２６　電力品質に関する対策 ……~~72~~	２６　電力品質に関する対策 ……79
Ⅴ　需要者設備（低圧）	**Ⅴ　需要者設備（低圧）**
１　力率 ……~~74~~	１　力率 ……81
２　保護装置の設置 ……~~74~~	２　保護装置の設置 ……81
Ⅵ　需要者設備（高圧）	**Ⅵ　需要者設備（高圧）**
１　電気方式 ……~~76~~	１　電気方式 ……83
２　保護装置の設置 ……~~76~~	２　保護装置の設置 ……83
３　連絡体制 ……~~76~~	３　連絡体制 ……83
４　電力品質に関する対策 ……~~76~~	４　電力品質に関する対策 ……83
５　サイバーセキュリティ対策 ……~~81~~	５　サイバーセキュリティ対策 ……88

系統連系技術要件【託送供給等約款別冊】新旧比較表

<table>
<tr><th>託送供給等約款（令和６年10月１日実施）</th><th>託送供給等約款（令和７年４月１日実施）</th></tr>
<tr><td>Ⅶ　需要者設備（特別高圧）

1　電気方式 ……………… 82
2　保護装置の設置 ……………… 82
3　中性点接地装置の付加 ……………… 84
4　連絡体制 ……………… 84
5　電力品質に関する対策 ……………… 86
6　サイバーセキュリティ対策 ……………… 90</td><td>Ⅶ　需要者設備（特別高圧）

1　電気方式 ……………… 89
2　保護装置の設置 ……………… 89
3　中性点接地装置の付加 ……………… 91
4　連絡体制 ……………… 91
5　電力品質に関する対策 ……………… 93
6　サイバーセキュリティ対策 ……………… 97</td></tr>
<tr><td>Ⅱ　発電者設備（低圧）

３　運転可能周波数

発電設備等の連続運転可能周波数及び運転可能周波数は，次のとおりとしていただきます。
a　連続運転可能周波数:48.5Hz を超え 50.5Hz 以下
b　運転可能周波数:47.5Hz 以上 51.5Hz 以下
なお，周波数低下時の運転継続時間は，48.5Hz では 10 分程度以上，48.0Hz では 1 分程度以上としていただきます。また，周波数低下リレーの整定値は，原則として，事故時運転継続要件（以下，「FRT 要件」といいます。）の適用を受ける発電設備等は 47.5Hz，それ以外は 48.5Hz とし，検出時限は自動再閉路時間と協調が取れる範囲の最大値としていただきます。（協調が取れる範囲の最大値：２秒）
ただし，逆変換装置を用いた発電設備等で FRT 要件非適用の設備については，これによりません。</td><td>Ⅱ　発電者設備（低圧）

３　運転可能周波数・並列時許容周波数
(1)　運転可能周波数
発電設備等の連続運転可能周波数及び運転可能周波数は，次のとおりとしていただきます。
a　連続運転可能周波数:48.5Hz を超え 50.5Hz 以下
b　運転可能周波数:47.5Hz 以上 51.5Hz 以下
なお，周波数低下時の運転継続時間は，48.5Hz では 10 分程度以上，48.0Hz では 1 分程度以上としていただきます。また，周波数低下リレーの整定値は，原則として，事故時運転継続要件（以下，「FRT 要件」といいます。）の適用を受ける発電設備等は 47.5Hz，それ以外は 48.5Hz とし，検出時限は自動再閉路時間と協調が取れる範囲の最大値としていただきます。（協調が取れる範囲の最大値：２秒）
ただし，逆変換装置を用いた発電設備等で FRT 要件非適用の設備については，これによりません。
(2)　並列時許容周波数
系統周波数を適正値に維持する必要があるため，並列時の周波数は並列時許容周波数以内としていただきます。なお，並列時許容周波数は，標準周波数＋0.1Hz 以下（設定可能範囲：標準周波数＋0.1～＋1.0Hz）としていただきます。ただし，離島など系統固有の事由等により個別に協議させていただく場合があります。</td></tr>
</table>

系統連系技術要件【託送供給等約款別冊】新旧比較表

託送供給等約款（令和６年 10 月１日実施）	託送供給等約款（令和７年４月１日実施）
６　需給バランス制約による発電設備等の出力の抑制 逆潮流のある発電設備等のうち，太陽光発電設備及び風力発電設備ならびに蓄電池には，当社の求めに応じて，当社からの遠隔制御により 0%から 100%の範囲（1%刻み）で発電出力（自家消費分を除くことも可）の抑制ができる機能を有する逆変換装置やその他必要な設備を設置する等の対策を実施していただきます。なお，ウィンドファームとしての運用がない風力発電所やウィンドファームコントローラーがない風力発電所については，技術的制約を踏まえ個別に協議させていただきます。 逆潮流のある火力発電設備及びバイオマス発電設備（ただし，再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則〔平成 24 年経済産業省令第 46 号，その後の改正を含み，以下「再生可能エネルギー特別措置法施行規則」といいます。〕に定める地域資源バイオマス発電であって，燃料貯蔵や技術に由来する制約等により出力の抑制が困難なものを除く）は，発電出力を技術的に合理的な範囲で最大限抑制し，多くとも 50%以下に抑制するために必要な機能を具備していただきます。なお，停止による対応も可能とします。 自家消費を主な目的とした発電設備等については，個別の事情を踏まえ対策の内容を協議させていただきます。	６　需給バランス制約による発電設備等の出力の抑制 逆潮流のある発電設備等のうち，太陽光発電設備及び風力発電設備ならびに蓄電池には，当社の求めに応じて，当社からの遠隔制御により 0%から 100%の範囲（1%刻み）で発電出力（自家消費分を除くことも可）の抑制ができる機能を有する逆変換装置やその他必要な設備を設置する等の対策を実施していただきます。なお，ウィンドファームとしての運用がない風力発電所やウィンドファームコントローラーがない風力発電所については，技術的制約を踏まえ個別に協議させていただきます。 逆潮流のある火力発電設備及びバイオマス発電設備（ただし，再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則〔平成 24 年経済産業省令第 46 号，その後の改正を含み，以下「再生可能エネルギー特別措置法施行規則」といいます。〕に定める地域資源バイオマス発電であって，燃料貯蔵や技術に由来する制約等により出力の抑制が困難なものを除く）は，発電出力を技術的に合理的な範囲で最大限抑制し，その最低出力を発電端の定格出力に対して，火力発電設備（混焼バイオマス発電設備含む）については多くとも 30%以下，バイオマス発電設備については多くとも 50%以下に抑制するために必要な機能を具備していただきます。なお，停止による対応も可能とします。 自家消費を主な目的とした発電設備等については，個別の事情を踏まえ対策の内容を協議させていただきます。実証設備の実証期間中の扱いについては，技術的制約を踏まえ個別に協議させていただき，実証期間終了後は，再協議させていただきます。
	１３　発電機運転制御装置の付加 (1)　周波数調整のための機能 a　出力低下防止機能 火力発電設備およびコージェネレーション（ガスタービン・ガスエンジンを採用したコージェネレーションを除く）は，周波数 49.0Hz までは発電機出力を低下しない，周波数 49.0Hz 以下については，1Hz 低下するごとに 5%以内の出力低下に抑える，または，一度出力低下しても回復する機能もしくは装置を具備すること。 なお，周波数変動に鋭敏な負荷設備や，構内設備（発電用所内電源を除く）への電源

系統連系技術要件【託送供給等約款別冊】新旧比較表

託送供給等約款（令和６年 10 月１日実施）	託送供給等約款（令和７年４月１日実施）
	供給維持のため，自立運転に移行する必要がある自家用発電設備等については，対策内容を協議させていただきます。
~~１３~~　接地方式 接地方式は，連系する系統に適合した方式としていただきます。	１４　接地方式 接地方式は，連系する系統に適合した方式としていただきます。
~~１４~~　直流流出防止変圧器の設置 逆変換装置を用いて発電設備等を連系する場合は，逆変換装置から直流が系統へ流出することを防止するために，受電地点と逆変換装置との間に変圧器（単巻変圧器を除きます。）を設置していただきます。 ただし，次のすべての条件に適合する場合は，変圧器の設置を省略することができます。 (1)　逆変換装置の交流出力側で直流を検出し，交流出力を停止する機能を有すること。 (2)　逆変換装置の直流回路が非接地であること，または逆変換装置に高周波変圧器を用いていること。なお，設置する変圧器は，直流流出防止専用である必要はありません。	１５　直流流出防止変圧器の設置 逆変換装置を用いて発電設備等を連系する場合は，逆変換装置から直流が系統へ流出することを防止するために，受電地点と逆変換装置との間に変圧器（単巻変圧器を除きます。）を設置していただきます。 ただし，次のすべての条件に適合する場合は，変圧器の設置を省略することができます。 (1)　逆変換装置の交流出力側で直流を検出し，交流出力を停止する機能を有すること。 (2)　逆変換装置の直流回路が非接地であること，または逆変換装置に高周波変圧器を用いていること。なお，設置する変圧器は，直流流出防止専用である必要はありません。
~~１５~~　電圧変動対策 (1)　常時電圧変動対策 連系する系統における低圧需要家の電圧を適正値（標準電圧 100V に対しては 101±6V，標準電圧 200V に対しては 202±20V）以内に維持する必要が~~あるため，~~発電設備等の逆潮流により低圧需要家の電圧が適正値を逸脱するおそれがあるときは，進相無効電力制御機能又は出力制御機能により自動的に電圧を調整する対策を行っていただきます。なお，これにより対応できない場合は，配電線増強等の対策を行います。	１６　電圧変動対策 (1)　常時電圧変動対策 連系する系統における低圧需要家の電圧を適正値（標準電圧 100V に対しては 101±6V，標準電圧 200V に対しては 202±20V）以内に維持する必要があります。なお，電圧規制点は構内負荷機器への影響を考慮し，原則として受電点とします。ただし，系統側の電圧が電圧上限値に近い場合，発電設備等からの逆潮流の制限により発電電力量が低下する場合は，当該発電設備等設置者以外の低圧需要家への供給電圧が適正値を逸脱するおそれがないことを条件として，電圧規制点を引込柱とします。発電設備等の逆潮流により低圧需要家の電圧が適正値を逸脱するおそれがあるときは，進相無効電力制御機能又は出力制御機能により自動的に電圧を調整する対策を行っていただきます。なお，これにより対応できない場合は，配電線増強等の対策を行います。 また，発電設備等のパワーコンディショナーは逆潮流による電圧上昇を抑制する対策として，次に示す対策を行っていただきます。

系統連系技術要件【託送供給等約款別冊】新旧比較表

託送供給等約款（令和６年 10 月１日実施）	託送供給等約款（令和７年４月１日実施）
	a　発電設備等のパワーコンディショナーに，適正電圧範囲内で常に一定の力率【80%～100%（1%刻み）】で進相運転を行う機能（力率一定制御）を有するものを用いること。
	b　太陽光発電設備（複数直流入力の発電設備含む）については，現時点における標準的な力率値 95%に設定すること。ただし，連系点の潮流が順潮流状態の時は，力率を 100%に制御してもよい。 なお，高圧配電線等の系統状況により個別に力率値を指定する場合には，力率値を変更すること。
(2)　瞬時電圧変動対策	(2)　瞬時電圧変動対策
発電設備等の並解列時の瞬時電圧変動は常時電圧の 10%以内とし，次に示す対策を行~~な~~っていただきます。	発電設備等の並解列時の瞬時電圧変動は常時電圧の 10%以内とし，次に示す対策を行っていただきます。
a　自励式の逆変換装置を用いた発電設備等の場合は，自動的に同期する機能を有するものを用いること。	a　自励式の逆変換装置を用いた発電設備等の場合は，自動的に同期する機能を有するものを用いること。
b　他励式の逆変換装置を用いた発電設備等の場合で，並列時の瞬時電圧低下により系統の電圧が常時電圧から 10%を超えて逸脱するおそれがあるときには，限流リアクトル等を設置すること。	b　他励式の逆変換装置を用いた発電設備等の場合で，並列時の瞬時電圧低下により系統の電圧が常時電圧から 10%を超えて逸脱するおそれがあるときには，限流リアクトル等を設置すること。
c　同期発電機の場合は，制動巻線付きのもの（制動巻線を有しているものと同等以上の乱調防止効果を有する制動巻線付きでない同期発電機を含む。）とするとともに自動同期検定装置を設置すること。	c　同期発電機の場合は，制動巻線付きのもの（制動巻線を有しているものと同等以上の乱調防止効果を有する制動巻線付きでない同期発電機を含む。）とするとともに自動同期検定装置を設置すること。
d　二次励磁制御巻線形誘導発電機の場合は，自動同期検定機能を有するものを用いること。	d　二次励磁制御巻線形誘導発電機の場合は，自動同期検定機能を有するものを用いること。
e　誘導発電機の場合で，並列時の瞬時電圧低下により系統の電圧が常時電圧から 10%を超えて逸脱するおそれがあるときは，限流リアクトル等を設置すること。なお，これにより対応できない場合には，同期発電機を用いる等の対策を行うこと。	e　誘導発電機の場合で，並列時の瞬時電圧低下により系統の電圧が常時電圧から 10%を超えて逸脱するおそれがあるときは，限流リアクトル等を設置すること。なお，これにより対応できない場合には，同期発電機を用いる等の対策を行うこと。
f　発電設備等の出力変動や頻繁な並解列が問題となる場合は，出力変動の抑制や並解列の頻度を低減する対策を行うこと。	f　発電設備等の出力変動や頻繁な並解列が問題となる場合は，出力変動の抑制や並解列の頻度を低減する対策を行うこと。
(3)　電圧フリッカ対策	(3)　電圧フリッカ対策
発電設備等を設置する場合は，発電設備等の頻繁な並解列や出力変動，単独運転検	発電設備等を設置する場合は，発電設備等の頻繁な並解列や出力変動，単独運転検

系統連系技術要件【託送供給等約款別冊】新旧比較表

託送供給等約款（令和６年 10 月１日実施）	託送供給等約款（令和７年４月１日実施）
出機能（能動方式）による電圧フリッカにより適正値を逸脱するおそれがあるときは，次に示す電圧フリッカ対策などを行っていただきます。 a　風力発電設備等の頻繁な並解列により電圧フリッカが適正値を逸脱するおそれがあるときには，静止型無効電力補償装置（以下「SVC」といいます。）などの設置やサイリスタ等によるソフトスタート機能を有する装置の設置，配電線の太線化などによる系統インピーダンスの低減などの対策を行うこと。なお，これにより対応できない場合には，配電線の増強などを行うか，専用線による連系とする。 b　風力発電設備等の出力変動により電圧フリッカが適正値を逸脱するおそれがあるときには，SVC などの設置や配電線の太線化などによる系統インピーダンスの低減などの対策を行うこと。なお，これにより対応できない場合には，配電線の増強などを行うか，専用線による連系とする。 c　単独運転検出機能（能動的方式）による電圧フリッカにより適正値を逸脱するおそれがあるとき（新型能動的方式を具備する場合など）は，無効電力発振の予兆を検出して無効電力の注入を一時的に停止する機能を有する装置の設置などの対策を行うこと。 また，単独運転検出機能（能動的方式）による電圧フリッカにより，系統運用に支障が発生した場合又は発生するおそれがある場合には，発電設備等設置者は当社と協議のうえ，単独運転検出に影響の無い範囲で，周波数フィードバックゲインや無効電力の注入量の上下限値の変更などにより，配電線に注入する無効電力の注入量を低減するなどの対策を講じていただきます。なお，ソフトウェア改修不可などで対応できない場合については，機器取替や対応時期などを含めて個別に協議させていただきます。 ［対策要否の判定基準例］ 受電点における電圧フリッカレベル（ΔＶ10）を 0.45 Ｖ以下（当該設備のみの場合は，0.23 Ｖ以下）に維持する。	出機能（能動方式）による電圧フリッカにより適正値を逸脱するおそれがあるときは，次に示す電圧フリッカ対策などを行っていただきます。 a　風力発電設備等の頻繁な並解列により電圧フリッカが適正値を逸脱するおそれがあるときには，静止型無効電力補償装置（以下「SVC」といいます。）などの設置やサイリスタ等によるソフトスタート機能を有する装置の設置，配電線の太線化などによる系統インピーダンスの低減などの対策を行うこと。なお，これにより対応できない場合には，配電線の増強などを行うか，専用線による連系とする。 b　風力発電設備等の出力変動により電圧フリッカが適正値を逸脱するおそれがあるときには，SVC などの設置や配電線の太線化などによる系統インピーダンスの低減などの対策を行うこと。なお，これにより対応できない場合には，配電線の増強などを行うか，専用線による連系とする。 c　単独運転検出機能（能動的方式）による電圧フリッカにより適正値を逸脱するおそれがあるとき（新型能動的方式を具備する場合など）は，発生する電圧フリッカの電圧変動周期にかかわらず無効電力発振の予兆を検出して無効電力の注入を一時的に停止する機能を有する装置の設置などの対策を行うこと。 また，単独運転検出機能（能動的方式）による電圧フリッカにより，系統運用に支障が発生した場合又は発生するおそれがある場合には，発電設備等設置者は当社と協議のうえ，単独運転検出に影響の無い範囲で，周波数フィードバックゲインや無効電力の注入量の上下限値の変更などにより，配電線に注入する無効電力の注入量を低減するなどの対策を講じていただきます。なお，ソフトウェア改修不可などで対応できない場合については，機器取替や対応時期などを含めて個別に協議させていただきます。 ［対策要否の判定基準例］ 受電点における電圧フリッカレベル（ΔＶ10）を 0.45 Ｖ以下（当該設備のみの場合は，0.23 Ｖ以下）に維持する。
~~１６~~　**短絡容量** 発電設備等の連系により系統の短絡容量が他者の遮断器の遮断容量等を上回るおそれ	１７　**短絡容量** 発電設備等の連系により系統の短絡容量が他者の遮断器の遮断容量等を上回るおそれ

系統連系技術要件【託送供給等約款別冊】新旧比較表

託送供給等約款（令和６年 10 月１日実施）	託送供給等約款（令和７年４月１日実施）
がある場合は，短絡電流を制限する装置（限流リアクトル等）を設置していただきます。	がある場合は，短絡電流を制限する装置（限流リアクトル等）を設置していただきます。
~~１７~~　過電流引き外し素子を有する遮断器の設置 単相３線式の電気方式に連系する場合であって，負荷の不平衡と発電設備等の逆潮流により中性線に負荷線以上の過電流が生じるおそれがあるときは，発電設備等及び負荷設備等の並列点よりも系統側に，３極に過電流引き外し素子を有する遮断器を設置していただきます。	１８　過電流引き外し素子を有する遮断器の設置 単相３線式の電気方式に連系する場合であって，負荷の不平衡と発電設備等の逆潮流により中性線に負荷線以上の過電流が生じるおそれがあるときは，発電設備等及び負荷設備等の並列点よりも系統側に，３極に過電流引き外し素子を有する遮断器を設置していただきます。
~~１８~~　サイバーセキュリティ対策 自家用電気工作物（発電事業の用に供するもの及び小規模事業用電気工作物を除く。）に係る遠隔監視システム及び制御システムは，「自家用電気工作物に係るサイバーセキュリティの確保に関するガイドライン」に準拠した対策を講じていただきます。 上記以外の発電設備等については，サイバー攻撃による発電設備等の異常動作を防止し，または発電設備等がサイバー攻撃を受けた場合に速やかな異常の除去，影響範囲の局限化などを行うために次のとおり，適切なサイバーセキュリティ対策を講じていただきます。 (1)　外部ネットワークや他ネットワークを通じた発電設備等の制御に係るシステムへの影響を最小化するための対策を講じること。 (2)　発電設備等の制御に係るシステムには，マルウェアの侵入防止対策を講じること。 (3)　発電者と当社との間で迅速かつ的確な情報連絡を行い，速やかに必要な措置を講じる必要があるため，発電設備等に関し，セキュリティ管理責任者を設置するとともに，氏名及び一般加入電話番号，または携帯電話番号を通知すること。	１９　サイバーセキュリティ対策 自家用電気工作物（発電事業の用に供するもの及び小規模事業用電気工作物を除く。）に係る遠隔監視システム及び制御システムは，「自家用電気工作物に係るサイバーセキュリティの確保に関するガイドライン」に準拠した対策を講じていただきます。 上記以外の発電設備等については，サイバー攻撃による発電設備等の異常動作を防止し，または発電設備等がサイバー攻撃を受けた場合に速やかな異常の除去，影響範囲の局限化などを行うために次のとおり，適切なサイバーセキュリティ対策を講じていただきます。 (1)　外部ネットワークや他ネットワークを通じた発電設備等の制御に係るシステムへの影響を最小化するための対策を講じること。 (2)　発電設備等の制御に係るシステムには，マルウェアの侵入防止対策を講じること。 (3)　発電者と当社との間で迅速かつ的確な情報連絡を行い，速やかに必要な措置を講じる必要があるため，発電設備等に関し，セキュリティ管理責任者を設置するとともに，氏名及び一般加入電話番号，または携帯電話番号を通知すること。
~~１９~~　電力品質に関する対策 (1)　高周波障害対策 高周波電磁障害及び伝導障害が発生しないよう，対策を行っていただきます。	２０　電力品質に関する対策 (1)　高周波障害対策 高周波電磁障害及び伝導障害が発生しないよう，対策を行っていただきます。

系統連系技術要件【託送供給等約款別冊】新旧比較表

託送供給等約款（令和６年 10 月１日実施）

~~２０~~　発電機諸元

当社の求めに応じて，次の諸元を提出していただきます。（第３者認証機関発行の認証証明書による提供可）

電源種	設備	諸元
共通	発電プラント	定格（定格容量，定格出力，台数，定格電圧）
		力率（定格，運転可能範囲）
		単線結線図，系統並解列箇所
	構内設備	高調波発生機器と高調波対策資料
		電圧フリッカの発生源と対策設備資料
	保護装置	設置要素
		設置場所
		設置相数
		解列箇所
		整定範囲
		整定値
		シーケンスブロック
逆変換装	発電プラント制御装置	メーカ，型式

託送供給等約款（令和７年４月１日実施）

２１　発電機諸元

当社の求めに応じて，次の諸元を提出していただきます。（第３者認証機関発行の認証証明書による提供可）

電源種	設備	諸元
共通	発電プラント	定格（定格容量，定格出力，台数，定格電圧）
		力率（定格，運転可能範囲）
		単線結線図，系統並解列箇所
	構内設備	高調波発生機器と高調波対策資料
		電圧フリッカの発生源と対策設備資料
	保護装置	設置要素
		設置場所
		設置相数
		解列箇所
		整定範囲
		整定値
		シーケンスブロック
逆変換装	発電プラント制御装置	メーカ，型式

系統連系技術要件【託送供給等約款別冊】新旧比較表

託送供給等約款（令和６年 10 月１日実施）		
置		
		単独運転検出方式，整定値
		逆変換装置の容量
		FRT 要件の適用有無
風力	発電プラント 制御装置	蓄電池，ウィンドファームコントローラーの有無
蓄電池	発電プラント	蓄電容量

また，必要に応じて，記載されていない諸元等，最新の諸元等を提供していただくことがあります。

Ⅲ　発電者設備（高圧）

２　運転可能周波数

発電設備等の連続運転可能周波数及び運転可能周波数は，次のとおりとしていただきます。

a　連続運転可能周波数:48.5Hz を超え 50.5Hz 以下

b　運転可能周波数:47.5Hz 以上 51.5Hz 以下

なお，周波数低下時の運転継続時間は，48.5Hz では 10 分程度以上，48.0Hz では 1 分程度以上としていただきます。また，周波数低下リレーの整定値は，原則として，事故時運転継続要件（以下，「FRT 要件」といいます。）の適用を受ける発電設備等は 47.5Hz，それ以外は 48.5Hz とし，検出時限は自動再閉路時間と協調が取れる範囲の最大値としていただきます。（協調が取れる範囲の最大値：２秒）

託送供給等約款（令和７年４月１日実施）		
置		
		単独運転検出方式，整定値
		逆変換装置の容量
		FRT 要件の適用有無
風力	発電プラント 制御装置	蓄電池，ウィンドファームコントローラーの有無
蓄電池	発電プラント	蓄電容量

また，必要に応じて，記載されていない諸元等，最新の諸元等を提供していただくことがあります。

Ⅲ　発電者設備（高圧）

２　運転可能周波数・並列時許容周波数

(1)　運転可能周波数

発電設備等の連続運転可能周波数及び運転可能周波数は，次のとおりとしていただきます。

a　連続運転可能周波数:48.5Hz を超え 50.5Hz 以下

b　運転可能周波数:47.5Hz 以上 51.5Hz 以下

なお，周波数低下時の運転継続時間は，48.5Hz では 10 分程度以上，48.0Hz では 1 分程度以上としていただきます。また，周波数低下リレーの整定値は，原則として，事故時運転継続要件（以下，「FRT 要件」といいます。）の適用を受ける発電設備等は 47.5Hz，それ以外は 48.5Hz とし，検出時限は自動再閉路時間と協調が取れる範囲の最大値としていただきます。（協調が取れる範囲の最大値：２秒）

系統連系技術要件【託送供給等約款別冊】新旧比較表

託送供給等約款（令和６年 10 月１日実施）	託送供給等約款（令和７年４月１日実施）
ただし，逆変換装置を用いた発電設備等で FRT 要件非適用の設備については，これによりません。	ただし，逆変換装置を用いた発電設備等で FRT 要件非適用の設備については，これによりません。 (2)　並列時許容周波数 系統周波数を適正値に維持する必要があるため，並列時の周波数は並列時許容周波数以内としていただきます。なお，並列時許容周波数は，標準周波数＋0.1Hz 以下（設定可能範囲：標準周波数＋0.1 ～＋1.0Hz）としていただきます。ただし，離島など系統固有の事由等により個別に協議させていただく場合があります。
５　需給バランス制約による発電設備等の出力の抑制 逆潮流のある発電設備等のうち，太陽光発電設備及び風力発電設備ならびに蓄電池には，当社の求めに応じて，当社からの遠隔制御により 0%から 100%の範囲（1%刻み）で発電出力（自家消費分を除くことも可）の抑制ができる機能を有する逆変換装置やその他必要な設備を設置する等の対策を実施していただきます。なお，ウィンドファームとしての運用がない風力発電所やウィンドファームコントローラーがない風力発電所については，技術的制約を踏まえ個別に協議させていただきます。 逆潮流のある火力発電設備及びバイオマス発電設備（ただし，再生可能エネルギー特別措置法施行規則に定める地域資源バイオマス発電であって，燃料貯蔵や技術に由来する制約等により出力の抑制が困難なものを除く）は，発電出力を技術的に合理的な範囲で最大限抑制し，多くとも 50%以下に抑制するために必要な機能を具備していただきます。なお，停止による対応も可能とします。 自家消費を主な目的とした発電設備等については，個別の事情を踏まえ対策の内容を協議させていただきます。	５　需給バランス制約による発電設備等の出力の抑制 逆潮流のある発電設備等のうち，太陽光発電設備及び風力発電設備ならびに蓄電池には，当社の求めに応じて，当社からの遠隔制御により 0%から 100%の範囲（1%刻み）で発電出力（自家消費分を除くことも可）の抑制ができる機能を有する逆変換装置やその他必要な設備を設置する等の対策を実施していただきます。なお，ウィンドファームとしての運用がない風力発電所やウィンドファームコントローラーがない風力発電所については，技術的制約を踏まえ個別に協議させていただきます。 逆潮流のある火力発電設備及びバイオマス発電設備（ただし，再生可能エネルギー特別措置法施行規則に定める地域資源バイオマス発電であって，燃料貯蔵や技術に由来する制約等により出力の抑制が困難なものを除く）は，発電出力を技術的に合理的な範囲で最大限抑制し，その最低出力を発電端の定格出力に対して，火力発電設備（混焼バイオマス発電設備含む）については多くとも 30%以下，バイオマス発電設備については多くとも 50%以下に抑制するために必要な機能を具備していただきます。なお，停止による対応も可能とします。 自家消費を主な目的とした発電設備等については，個別の事情を踏まえ対策の内容を協議させていただきます。実証設備の実証期間中の扱いについては，技術的制約を踏まえ個別に協議させていただき，実証期間終了後は，再協議させていただきます。

系統連系技術要件【託送供給等約款別冊】新旧比較表

託送供給等約款（令和６年 10 月１日実施）	託送供給等約款（令和７年４月１日実施）
	１４　発電機運転制御装置の付加 （1）　周波数調整のための機能 a　出力低下防止機能 火力発電設備およびコージェネレーション（ガスタービン・ガスエンジンを採用したコージェネレーションを除く）は，周波数 49.0Hz までは発電機出力を低下しない，周波数 49.0Hz 以下については，1Hz 低下するごとに 5%以内の出力低下に抑える，または，一度出力低下しても回復する機能もしくは装置を具備すること。 なお，周波数変動に鋭敏な負荷設備や，構内設備（発電用所内電源を除く）への電源供給維持のため，自立運転に移行する必要がある自家用発電設備等については，対策内容を協議させていただきます。
~~１４~~　接地方式 接地方式は，連系する系統に適合した方式としていただきます。	１５　接地方式 接地方式は，連系する系統に適合した方式としていただきます。
~~１５~~　直流流出防止変圧器の設置 逆変換装置を用いて発電設備等を連系する場合は，逆変換装置から直流が系統へ流出することを防止するために，受電地点と逆変換装置との間に変圧器（単巻変圧器を除きます。）を設置していただきます。 ただし，次のすべての条件に適合する場合は，変圧器の設置を省略することができます。 (1)　逆変換装置の交流出力側で直流を検出し，交流出力を停止する機能を有すること。 (2)　逆変換装置の直流回路が非接地であること，または逆変換装置に高周波変圧器を用いていること。 なお，設置する変圧器は，直流流出防止専用である必要はありません。	１６　直流流出防止変圧器の設置 逆変換装置を用いて発電設備等を連系する場合は，逆変換装置から直流が系統へ流出することを防止するために，受電地点と逆変換装置との間に変圧器（単巻変圧器を除きます。）を設置していただきます。 ただし，次のすべての条件に適合する場合は，変圧器の設置を省略することができます。 (1)　逆変換装置の交流出力側で直流を検出し，交流出力を停止する機能を有すること。 (2)　逆変換装置の直流回路が非接地であること，または逆変換装置に高周波変圧器を用いていること。 なお，設置する変圧器は，直流流出防止専用である必要はありません。
~~１６~~　電圧変動対策 (1)　常時電圧変動対策 連系する系統における低圧需要家の電圧を適正値（標準電圧 100V に対しては 101±6	１７　電圧変動対策 (1)　常時電圧変動対策 連系する系統における低圧需要家の電圧を適正値（標準電圧 100V に対しては 101±6

系統連系技術要件【託送供給等約款別冊】新旧比較表

託送供給等約款（令和６年 10 月１日実施）	託送供給等約款（令和７年４月１日実施）
Ｖ，標準電圧 200V に対しては 202±20Ｖ）以内に維持する必要があるため，発電設備等の解列による電圧低下や逆潮流による系統の電圧上昇等により適正値を逸脱するおそれがあるときは，次に示す電圧変動対策を行っていただきます。なお，これにより対応できない場合には，配電線新設による負荷分割等の配電線増強や専用線による連系を行うなどの対策を行います。	Ｖ，標準電圧 200V に対しては 202±20Ｖ）以内に維持する必要があるため，発電設備等の解列による電圧低下や逆潮流による系統の電圧上昇等により適正値を逸脱するおそれがあるときは，次に示す電圧変動対策を行っていただきます。なお，これにより対応できない場合には，配電線新設による負荷分割等の配電線増強や専用線による連系を行うなどの対策を行います。
a　発電設備等の脱落等により低圧需要家の電圧が適正値を逸脱するおそれがあるときには，自動的に負荷を制限すること。	a　発電設備等の脱落等により低圧需要家の電圧が適正値を逸脱するおそれがあるときには，自動的に負荷を制限する。または，適正な電圧が維持できる範囲まで自動的に負荷を制限する自動負荷遮断装置を設置すること。
b　発電設備等の逆潮流により低圧需要家の電圧が適正値を逸脱するおそれがあるときには，自動的に電圧を調整すること。 なお，自動的に電圧を調整する対策等とは，発電設備等の進相運転，力率改善用コンデンサの制御，パワーコンディショナー（PCS）の力率一定制御あるいは SVC などによる対策であること。	b　発電設備等の逆潮流により低圧需要家の電圧が適正値を逸脱するおそれがあるときには，自動的に電圧を調整すること。 なお，自動的に電圧を調整する対策等とは，発電設備等の進相または遅相運転，力率改善用コンデンサの制御，パワーコンディショナー（PCS）の力率一定制御【80%～100%（1%刻み）】（進相または遅相運転）あるいは SVC などによる対策であること。 また，受電点および発電端の力率は，協議により決定することとするが，高圧配電線等の系統状況により個別に力率値を指定する場合には，力率値を変更すること。 この自動電圧調整の手段としては，逆潮流電力の大きさや発電設備等の形式により，以下の４方式などから選択することとなる。 (a)　発電設備等を一定の遅相で運転して，一定値以上の逆潮流が発生するときに力率改善用コンデンサ（一般には開放）で受電点の力率を所定力率に調整していただきます。 (b)　発電設備等を一定の進相で運転して，一定値以上の逆潮流が発生するときに力率改善用コンデンサで受電点の力率を所定力率に調整していただきます。 (c)　一定値以上の逆潮流が発生するときに，力率改善用コンデンサを一定値まで減じ，かつ発電設備等の無効電力出力を制御して受電点の力率を所定力率に調整していただきます。ただし，発電設備等の無効電力出力が限界値となる場合には，有効電力を減ずることで電圧上昇の抑制をするとともに受電点の力率を所定力率に調整していただきます。 (d)　PCS の力率一定制御【80%～100%（1%刻み）】（進相または遅相運転）又は SVC の
。	

系統連系技術要件【託送供給等約款別冊】新旧比較表

託送供給等約款（令和６年 10 月１日実施）	託送供給等約款（令和７年４月１日実施）
	制御などにより，受電点の力率を所定力率に調整していただきます。
(2)　瞬時電圧変動対策 発電設備等の並解列時の瞬時電圧変動は常時電圧の 10%以内とし，次に示す対策を行なっていただきます。 a　同期発電機の場合は，制動巻線付きのもの（制動巻線を有しているものと同等以上の乱調防止効果を有する制動巻線付きでない同期発電機を含む。）とするとともに自動同期検定装置を設置すること。 b　二次励磁制御巻線形誘導発電機の場合は，自動同期検定機能を有するものを用いること。 c　誘導発電機の場合で，並列時の瞬時電圧低下により系統の電圧が常時電圧から 10%を超えて逸脱するおそれがあるときは，限流リアクトル等を設置すること。なお，これにより対応できない場合には，同期発電機を用いる等の対策を行うこと。 d　自励式の逆変換装置を用いた発電設備等の場合は，自動的に同期する機能を有するものを用いること。 e　他励式の逆変換装置を用いた発電設備等の場合で，並列時の瞬時電圧低下により系統の電圧が常時電圧から 10%を超えて逸脱するおそれがあるときは，限流リアクトル等を設置すること。 f　発電設備等の出力変動や頻繁な並解列が問題となる場合は，出力変動の抑制や並解列の頻度を低減する対策を行うこと。 g　連系用変圧器加圧時の励磁突入電流による瞬時電圧低下により，系統の電圧が常時電圧から 10%を超えて逸脱するおそれがあるときは，その抑制対策を実施すること。	(2)　瞬時電圧変動対策 発電設備等の並解列時の瞬時電圧変動は常時電圧の 10%以内とし，次に示す対策を行っていただきます。 a　同期発電機の場合は，制動巻線付きのもの（制動巻線を有しているものと同等以上の乱調防止効果を有する制動巻線付きでない同期発電機を含む。）とするとともに自動同期検定装置を設置すること。 b　二次励磁制御巻線形誘導発電機の場合は，自動同期検定機能を有するものを用いること。 c　誘導発電機の場合で，並列時の瞬時電圧低下により系統の電圧が常時電圧から 10%を超えて逸脱するおそれがあるときは，限流リアクトル等を設置すること。なお，これにより対応できない場合には，同期発電機を用いる等の対策を行うこと。 d　自励式の逆変換装置を用いた発電設備等の場合は，自動的に同期する機能を有するものを用いること。 e　他励式の逆変換装置を用いた発電設備等の場合で，並列時の瞬時電圧低下により系統の電圧が常時電圧から 10%を超えて逸脱するおそれがあるときは，限流リアクトル等を設置すること。 f　発電設備等の出力変動や頻繁な並解列が問題となる場合は，出力変動の抑制や並解列の頻度を低減する対策を行うこと。 g　連系用変圧器加圧時の励磁突入電流による瞬時電圧低下により，系統の電圧が常時電圧から 10%を超えて逸脱するおそれがあるときは，その抑制対策を実施すること。
(3)　電圧フリッカ対策 発電設備等を設置する場合は，発電設備等の頻繁な並解列や出力変動，単独運転検出機能（能動方式）による電圧フリッカにより適正値を逸脱するおそれがあるときは，次に示す電圧フリッカ対策などを行っていただきます。 a　風力発電設備等の頻繁な並解列により電圧フリッカが適正値を逸脱するおそれがあるときには，SVC などの設置やサイリスタ等によるソフトスタート機能を有する装置の設置，配電線の太線化などによる系統インピーダンスの低減などの対策を行う	(3)　電圧フリッカ対策 発電設備等を設置する場合は，発電設備等の頻繁な並解列や出力変動，単独運転検出機能（能動方式）による電圧フリッカにより適正値を逸脱するおそれがあるときは，次に示す電圧フリッカ対策などを行っていただきます。 a　風力発電設備等の頻繁な並解列により電圧フリッカが適正値を逸脱するおそれがあるときには，SVC などの設置やサイリスタ等によるソフトスタート機能を有する装置の設置，配電線の太線化などによる系統インピーダンスの低減などの対策を行う

系統連系技術要件【託送供給等約款別冊】新旧比較表

託送供給等約款（令和６年 10 月１日実施）	託送供給等約款（令和７年４月１日実施）
こと。なお，これにより対応できない場合には，配電線の増強などを行うか，専用線による連系とする。 b　風力発電設備等の出力変動により電圧フリッカが適正値を逸脱するおそれがあるときには，SVC などの設置や配電線の太線化などによる系統インピーダンスの低減などの対策を行うこと。なお，これにより対応できない場合には，配電線の増強などを行うか，専用線による連系とする。 c　単独運転検出機能（能動的方式）による電圧フリッカにより適正値を逸脱するおそれがあるときは，系統や当該発電設備等設置者以外の者への悪影響がない範囲の能動信号の変動量や正帰還ゲインの大きさとすること。また，連系当初は許容できる範囲の能動信号であっても，将来の系統状況の変化や発電設備等の連系量増加などによって，配電線に注入する無効電力の注入量が過剰となり，連系当初は発振しない発電設備等も含め無効電力が発振し電圧フリッカが発生することがあるため，能動信号の変動量や正帰還ゲインの大きさを変更できる機構としておくこと。 また，単独運転検出機能（能動的方式）による電圧フリッカにより，系統運用に支障が発生した場合又は発生するおそれがある場合には，発電設備等設置者は当社と協議のうえ，単独運転検出に影響の無い範囲で，能動信号の変動量や正帰還ゲインの大きさの変更などにより，配電線に注入する無効電力の注入量を低減するなどの対策を講じていただきます。なお，ソフトウェア改修不可などで対応できない場合については，機器取替や対応時期などを含めて個別に協議させていただきます。 ［対策要否の判定基準例］ 受電点における電圧フリッカレベル（ΔＶ10）を 0.45Ｖ以下（当該設備のみの場合は，0.23Ｖ以下）に維持する。	こと。なお，これにより対応できない場合には，配電線の増強などを行うか，専用線による連系とする。 b　風力発電設備等の出力変動により電圧フリッカが適正値を逸脱するおそれがあるときには，SVC などの設置や配電線の太線化などによる系統インピーダンスの低減などの対策を行うこと。なお，これにより対応できない場合には，配電線の増強などを行うか，専用線による連系とする。 c　単独運転検出機能（能動的方式）による電圧フリッカにより適正値を逸脱するおそれがあるときは，系統や当該発電設備等設置者以外の者への悪影響がない範囲の能動信号の変動量や正帰還ゲインの大きさとすること。また，連系当初は許容できる範囲の能動信号であっても，将来の系統状況の変化や発電設備等の連系量増加などによって，配電線に注入する無効電力の注入量が過剰となり，連系当初は発振しない発電設備等も含め無効電力が発振し電圧フリッカが発生することがあるため，能動信号の変動量や正帰還ゲインの大きさを変更できる機構としておくこと。 また，単独運転検出機能（能動的方式）による電圧フリッカにより，系統運用に支障が発生した場合又は発生するおそれがある場合には，発電設備等設置者は当社と協議のうえ，単独運転検出に影響の無い範囲で，能動信号の変動量や正帰還ゲインの大きさの変更などにより，配電線に注入する無効電力の注入量を低減するなどの対策を講じていただきます。なお，ソフトウェア改修不可などで対応できない場合については，機器取替や対応時期などを含めて個別に協議させていただきます。 ［対策要否の判定基準例］ 受電点における電圧フリッカレベル（ΔＶ10）を 0.45Ｖ以下（当該設備のみの場合は，0.23Ｖ以下）に維持する。
~~１７~~　短絡容量 発電設備等の連系により系統の短絡容量が他者の遮断器の遮断容量等を上回るおそれがある場合は，短絡電流を制限する装置（限流リアクトル等）を設置していただきます。	１８　短絡容量 発電設備等の連系により系統の短絡容量が他者の遮断器の遮断容量等を上回るおそれがある場合は，短絡電流を制限する装置（限流リアクトル等）を設置していただきます。

系統連系技術要件【託送供給等約款別冊】新旧比較表

託送供給等約款（令和６年 10 月１日実施）

~~１８~~　発電機定数・諸元

発電機並列時の短絡電流抑制対策等の面から，発電機定数を当社から指定させていただく場合があります。

また，当社の求めに応じて，次の諸元を提出していただきます。（第３者認証機関発行の認証証明書による提供可）

電源種	設備	諸元
共通	発電プラント	定格（定格容量，定格出力，台数，定格電圧）
		最低出力
		所内負荷（定格，最低）
		力率（定格，運転可能範囲）
		運転可能周波数の範囲
		単線結線図，系統並解列箇所
	構内設備	自家消費電力の最大値，最小値
		総合負荷力率
		高調波発生機器と高調波対策資料
		電圧フリッカの発生源と対策設備資料
	受電用変圧器，連系用変圧器	定格（定格容量，定格電圧）
		インピーダンス（変圧器定格容量ベース）

託送供給等約款（令和７年４月１日実施）

１９　発電機定数・諸元

発電機並列時の短絡電流抑制対策等の面から，発電機定数を当社から指定させていただく場合があります。

また，当社の求めに応じて，次の諸元を提出していただきます。（第３者認証機関発行の認証証明書による提供可）

電源種	設備	諸元
共通	発電プラント	定格（定格容量，定格出力，台数，定格電圧）
		最低出力
		所内負荷（定格，最低）
		力率（定格，運転可能範囲）
		運転可能周波数の範囲
		単線結線図，系統並解列箇所
	構内設備	自家消費電力の最大値，最小値
		総合負荷力率
		高調波発生機器と高調波対策資料
		電圧フリッカの発生源と対策設備資料
	受電用変圧器，連系用変圧器	定格（定格容量，定格電圧）
		インピーダンス（変圧器定格容量ベース）

系統連系技術要件【託送供給等約款別冊】新旧比較表

託送供給等約款（令和６年 10 月１日実施）			託送供給等約款（令和７年４月１日実施）		
		制御方式，整定値			制御方式，整定値
	調相設備	定格（容量，台数）		調相設備	定格（容量，台数）
	遮断器	定格（遮断電流，遮断時間）		遮断器	定格（遮断電流，遮断時間）
		自動同期検定装置の有無			自動同期検定装置の有無
	保護装置	設置要素		保護装置	設置要素
		設置場所			設置場所
		設置相数			設置相数
		解列箇所			解列箇所
		整定範囲			整定範囲
		整定値			整定値
		CT 比，VT 比			CT 比，VT 比
		シーケンスブロック			シーケンスブロック
誘導機	発電プラント	拘束リアクタンス	誘導機	発電プラント	拘束リアクタンス
		限流リアクトル容量			限流リアクトル容量
同期機	発電プラント	各種内部リアクタンス	同期機	発電プラント	各種内部リアクタンス
		各種短絡時定数・開路時定数			各種短絡時定数・開路時定数

系統連系技術要件【託送供給等約款別冊】新旧比較表

託送供給等約款（令和６年 10 月１日実施）			託送供給等約款（令和７年４月１日実施）		
		慣性定数（発電機＋タービン）			慣性定数（発電機＋タービン）
		制動巻線の有無			制動巻線の有無
	制御装置	ガバナ系ブロック（調定率，GF 幅，CV，ICV モデルを含む）		制御装置	ガバナ系ブロック（調定率，GF 幅，CV，ICV モデルを含む）
		励磁系ブロック（AVR，PSS，PSVR）			励磁系ブロック（AVR，PSS，PSVR）
		FRT 要件の適用有無			FRT 要件の適用有無
逆変換装置	発電プラント制御装置	メーカ，型式	逆変換装置	発電プラント制御装置	メーカ，型式
		単独運転検出方式，整定値			単独運転検出方式，整定値
		逆変換装置の容量			逆変換装置の容量
		通電電流制限値			通電電流制限値
		FRT 要件の適用有無			FRT 要件の適用有無
風力	発電プラント制御装置	発電機の出力特性	風力	発電プラント制御装置	発電機の出力特性
		出力変動対策の方法			出力変動対策の方法
		蓄電池，ウィンドファームコントローラーの有無			蓄電池，ウィンドファームコントローラーの有無
蓄電池	発電プラント	蓄電容量	蓄電池	発電プラント	蓄電容量
二次励磁	発電プラント	拘束リアクタンス	二次励磁	発電プラント	拘束リアクタンス

系統連系技術要件【託送供給等約款別冊】新旧比較表

託送供給等約款（令和６年 10 月１日実施）	託送供給等約款（令和７年４月１日実施）
<table><tr><td>機</td><td></td><td></td></tr></table> また，必要に応じて，記載されていない諸元等，最新の諸元等を提供していただくことがあります。	<table><tr><td>機</td><td></td><td></td></tr></table> また，必要に応じて，記載されていない諸元等，最新の諸元等を提供していただくことがあります。
~~１９~~　**昇圧用変圧器** 短絡電流抑制対策や発電機並列時の電圧低下対策等の面から，昇圧用変圧器のインピーダンス等を当社から指定させていただく場合があります。 また，電圧タップ値等を指定させていただく場合があります。	２０　**昇圧用変圧器** 短絡電流抑制対策や発電機並列時の電圧低下対策等の面から，昇圧用変圧器のインピーダンス等を当社から指定させていただく場合があります。 また，電圧タップ値等を指定させていただく場合があります。
~~２０~~　**連絡体制** (1)　発電者の構内事故及び系統側の事故等により，連系用遮断器が動作した場合等（サイバー攻撃により設備異常が発生し，または発生する恐れがある場合を含みます。）には，当社と発電者との間で迅速かつ的確な情報連絡を行ない，速やかに必要な措置を講ずる必要があります。このため，発電者の技術員駐在箇所等と当社との間には，保安通信用電話設備を設置していただきます。 ただし，保安通信用電話設備は次のうちいずれかを用いることができます。 a　専用保安通信用電話設備 b　電気通信事業者の専用回線 c　次の条件をすべて満たす場合においては，一般加入電話または携帯電話 (a)　発電者側の交換機を介さず直接技術員との通話が可能な方式（交換機を介する代表番号方式ではなく，直接技術員駐在箇所へつながる単番方式）とし，発電設備等の保守監視場所に常時設置されていること。 (b)　話中の場合に割り込みが可能な方式（キャッチホン等）であること。 (c)　停電時においても通話可能なものであること。 (d)　災害時等において当社と連絡が取れない場合には，当社との連絡が取れるまでの間，発電設備等の解列または運転を停止すること。また，保安規程上明記されていること。	２１　**連絡体制** (1)　発電者の構内事故及び系統側の事故等により，連系用遮断器が動作した場合等（サイバー攻撃により設備異常が発生し，または発生する恐れがある場合を含みます。）には，当社と発電者との間で迅速かつ的確な情報連絡を行ない，速やかに必要な措置を講ずる必要があります。このため，発電者の技術員駐在箇所等と当社との間には，保安通信用電話設備を設置していただきます。 ただし，保安通信用電話設備は次のうちいずれかを用いることができます。 a　専用保安通信用電話設備 b　電気通信事業者の専用回線 c　次の条件をすべて満たす場合においては，一般加入電話または携帯電話 (a)　発電者側の交換機を介さず直接技術員との通話が可能な方式（交換機を介する代表番号方式ではなく，直接技術員駐在箇所へつながる単番方式）とし，発電設備等の保守監視場所に常時設置されていること。 (b)　話中の場合に割り込みが可能な方式（キャッチホン等）であること。 (c)　停電時においても通話可能なものであること。 (d)　災害時等において当社と連絡が取れない場合には，当社との連絡が取れるまでの間，発電設備等の解列または運転を停止すること。また，保安規程上明記されていること。

系統連系技術要件【託送供給等約款別冊】新旧比較表

託送供給等約款（令和６年 10 月１日実施）	託送供給等約款（令和７年４月１日実施）
(2)　当社が系統運用上必要な情報を収集するため，テレメータ装置を設置していただきます。なお，当社が系統運用上必要な情報とは，以下のとおりとなります。 a　情報種別：テレメータ b　情報内容：受電地点の有効電力，受電地点の電力量	(2)　当社が系統運用上必要な情報を収集するため，テレメータ装置を設置していただきます。なお，当社が系統運用上必要な情報とは，以下のとおりとなります。 a　情報種別：テレメータ b　情報内容：受電地点の有効電力，受電地点の電力量
~~２１~~　バンク逆潮流の制限 配電用変電所のバンクにおいて逆潮流が発生すると，電力品質面及び保護協調面で問題が生じるおそれがあることから，原則として逆潮流が生じないよう発電設備等設置者で発電・放電出力を抑制していただきます。ただし，配電用変電所に保護装置等を設置することにより，電力品質面及び保護協調面で問題が生じないよう対策を行う場合はこの限りではありません。	２２　バンク逆潮流の制限 配電用変電所のバンクにおいて逆潮流が発生すると，電力品質面及び保護協調面で問題が生じるおそれがあることから，原則として逆潮流が生じないよう発電設備等設置者で発電・放電出力を抑制していただきます。ただし，配電用変電所に保護装置等を設置することにより，電力品質面及び保護協調面で問題が生じないよう対策を行う場合はこの限りではありません。
~~２２~~　サイバーセキュリティ対策 事業用電気工作物（発電事業の用に供するものに限る。）は，電気事業法に基づき，「電力制御システムセキュリティガイドライン」に準拠した対策を講じていただきます。 自家用電気工作物（発電事業の用に供するもの及び小規模事業用電気工作物を除く。）に係る遠隔監視システム及び制御システムは，「自家用電気工作物に係るサイバーセキュリティの確保に関するガイドライン」に準拠した対策を講じていただきます。 上記以外の発電設備等については，サイバー攻撃による発電設備等の異常動作を防止し，または発電設備等がサイバー攻撃を受けた場合に速やかな異常の除去，影響範囲の局限化などを行うために次のとおり，適切なサイバーセキュリティ対策を講じていただきます。 (1)　外部ネットワークや他ネットワークを通じた発電設備等の制御に係るシステムへの影響を最小化するための対策を講じること。 (2)　発電設備等の制御に係るシステムには，マルウェアの侵入防止対策を講じること。 (3)　発電設備等に関し，セキュリティ管理責任者を設置すること。	２３　サイバーセキュリティ対策 事業用電気工作物（発電事業の用に供するものに限る。）は，電気事業法に基づき，「電力制御システムセキュリティガイドライン」に準拠した対策を講じていただきます。 自家用電気工作物（発電事業の用に供するもの及び小規模事業用電気工作物を除く。）に係る遠隔監視システム及び制御システムは，「自家用電気工作物に係るサイバーセキュリティの確保に関するガイドライン」に準拠した対策を講じていただきます。 上記以外の発電設備等については，サイバー攻撃による発電設備等の異常動作を防止し，または発電設備等がサイバー攻撃を受けた場合に速やかな異常の除去，影響範囲の局限化などを行うために次のとおり，適切なサイバーセキュリティ対策を講じていただきます。 (1)　外部ネットワークや他ネットワークを通じた発電設備等の制御に係るシステムへの影響を最小化するための対策を講じること。 (2)　発電設備等の制御に係るシステムには，マルウェアの侵入防止対策を講じること。 (3)　発電設備等に関し，セキュリティ管理責任者を設置すること。

系統連系技術要件【託送供給等約款別冊】新旧比較表

託送供給等約款（令和６年 10 月１日実施）	託送供給等約款（令和７年４月１日実施）
~~２３~~　電力品質に関する対策 発電者の発電設備等からの出力により，当社配電用変電所バンクにおいて逆潮流が発生すると，電圧管理面や保護協調面で問題が生ずるおそれがあることから，発電者側で発電・放電出力を抑制するなどの措置をしていただきます。ただし，電圧管理面や保護協調面で問題が生じないような対策が可能な場合はこの限りではございません。 (1)　高周波障害対策 逆変換装置を用いた発電設備等を連系する場合には，高周波電磁障害及び伝導障害が発生しないよう，対策を行っていただきます。 (2)　その他 負荷設備を有する発電者は，「Ⅵ　需要者設備（高圧）」に準じた対策を実施していただきます。	２４　電力品質に関する対策 発電者の発電設備等からの出力により，当社配電用変電所バンクにおいて逆潮流が発生すると，電圧管理面や保護協調面で問題が生ずるおそれがあることから，発電者側で発電・放電出力を抑制するなどの措置をしていただきます。ただし，電圧管理面や保護協調面で問題が生じないような対策が可能な場合はこの限りではございません。 (1)　高周波障害対策 逆変換装置を用いた発電設備等を連系する場合には，高周波電磁障害及び伝導障害が発生しないよう，対策を行っていただきます。 (2)　その他 負荷設備を有する発電者は，「Ⅵ　需要者設備（高圧）」に準じた対策を実施していただきます。
Ⅳ　発電者設備（特別高圧） ５　需給バランス制約による発電設備等の出力の抑制 逆潮流のある発電設備等のうち，太陽光発電設備及び風力発電設備ならびに蓄電池には，当社の求めに応じて，当社からの遠隔制御により 0%から 100%の範囲（1%刻み）で発電出力（自家消費分を除くことも可）の抑制ができる機能を有する逆変換装置やその他必要な設備を設置する等の対策を実施していただきます。なお，ウィンドファームとしての運用がない風力発電所やウィンドファームコントローラーがない風力発電所については，技術的制約を踏まえ個別に協議させていただきます。 逆潮流のある火力発電設備及びバイオマス発電設備（ただし，再生可能エネルギー特別措置法施行規則に定める地域資源バイオマス電源であって，燃料貯蔵や技術に由来する制約等により出力の抑制が困難なものを除く）は，発電出力を技術的に合理的な範囲で最大限抑制し，多くとも 50%以下に抑制するために必要な機能を具備していただきます。なお，停止による対応も可能とします。自家消費を主な目的とした発電設備等については，個別の事情を踏まえ対策の内容を協議させていただきます。	Ⅳ　発電者設備（特別高圧） ５　需給バランス制約による発電設備等の出力の抑制 逆潮流のある発電設備等のうち，太陽光発電設備及び風力発電設備ならびに蓄電池には，当社の求めに応じて，当社からの遠隔制御により 0%から 100%の範囲（1%刻み）で発電出力（自家消費分を除くことも可）の抑制ができる機能を有する逆変換装置やその他必要な設備を設置する等の対策を実施していただきます。なお，ウィンドファームとしての運用がない風力発電所やウィンドファームコントローラーがない風力発電所については，技術的制約を踏まえ個別に協議させていただきます。 逆潮流のある火力発電設備及びバイオマス発電設備（ただし，再生可能エネルギー特別措置法施行規則に定める地域資源バイオマス電源であって，燃料貯蔵や技術に由来する制約等により出力の抑制が困難なものを除く）は，発電出力を技術的に合理的な範囲で最大限抑制し，その最低出力を発電端の定格出力に対して，火力発電設備（混焼バイオマス発電設備含む）については多くとも 30%以下，バイオマス発電設備については多くとも 50%以下に抑制するために必要な機能を具備していただきます。なお，停止による対応も可能

系統連系技術要件【託送供給等約款別冊】新旧比較表

託送供給等約款（令和６年 10 月１日実施）	託送供給等約款（令和７年４月１日実施）
	とします。自家消費を主な目的とした発電設備等については，個別の事情を踏まえ対策の内容を協議させていただきます。実証設備の実証期間中の扱いについては，技術的制約を踏まえ個別に協議させていただき，実証期間終了後は，再協議させていただきます。
１３　自動負荷制限・発電抑制 (1)　発電設備等の脱落時等に主として連系する送電線及び変圧器等が過負荷になるおそれがある場合は，自動的に負荷を制限する対策を行っていただきます。 また，系統事故等により他の送電線及び変圧器等が過負荷になるおそれがある場合，または系統の安定度や周波数等が維持できないおそれがある場合には，自動で発電抑制~~また~~は発電遮断~~もしく~~は発電増出力（揚水遮断および蓄電池の充電停止を含む）を行っていただくことがあります。 なお，この場合発電場所に必要な装置を設置していただきます。 ただし，出力変動緩和対策として設置していただく蓄電池については，充電を停止することにより，出力変動緩和の機能を喪失することになるため，本要件の適用範囲外とします。 (2)　あらかじめ当社が指定した送電線１回線，変圧器１台，その他の電力設備の単一故障の発生時に保護装置により行なわれる速やかな発電抑制または発電遮断（以下「Ｎ－１電制」といいます。）を実施することで，運用容量を拡大することが効率的な設備形成に資すると当社が判断した場合，Ｎ－１電制を実施するために発電設備等に設置する制御装置等（以下「Ｎ－１電制装置」といいます。）を設置することが適当であると判断した発電設備等を指定して，当該発電設備等を維持および運用する発電者または新規に送電系統への連系を行なう発電者に対して，Ｎ－１電制装置の設置を求めることがあります。この場合，正当な理由がない限り，発電場所へのＮ－１電制装置の設置およびその他Ｎ－１電制の実施に必要な対応をしていただきます。	１３　自動負荷制限・発電抑制 (1)　発電設備等の脱落時等に主として連系する送電線及び変圧器等が過負荷になるおそれがある場合は，自動的に負荷を制限する対策を行っていただきます。 また，系統事故等により他の送電線及び変圧器等が過負荷になるおそれがある場合，または系統の安定度や周波数等が維持できないおそれがある場合には，自動で発電抑制もしくは発電遮断または発電増出力（揚水遮断および蓄電池の充電停止を含む）を行っていただくことがあります。 なお，この場合発電場所に必要な装置を設置していただきます。 ただし，出力変動緩和対策として設置していただく蓄電池については，充電を停止することにより，出力変動緩和の機能を喪失することになるため，本要件の適用範囲外とします。 (2)　あらかじめ当社が指定した送電線１回線，変圧器１台，その他の電力設備の単一故障の発生時に保護装置により行なわれる速やかな発電抑制または発電遮断（以下「Ｎ－１電制」といいます。）を実施することで，運用容量を拡大することが効率的な設備形成に資すると当社が判断した場合，Ｎ－１電制を実施するために発電設備等に設置する制御装置等（以下「Ｎ－１電制装置」といいます。）を設置することが適当であると判断した発電設備等を指定して，当該発電設備等を維持および運用する発電者または新規に送電系統への連系を行なう発電者に対して，Ｎ－１電制装置の設置を求めることがあります。この場合，正当な理由がない限り，発電場所へのＮ－１電制装置の設置およびその他Ｎ－１電制の実施に必要な対応をしていただきます。
１５　発電機運転制御装置の付加 (1)　系統安定化，潮流制御のための機能 系統安定化，潮流制御等の理由により運転制御が必要な場合には，以下の機能を具備	１５　発電機運転制御装置の付加 (1)　系統安定化，潮流制御のための機能 系統安定化，潮流制御等の理由により運転制御が必要な場合には，以下の機能を具備

系統連系技術要件【託送供給等約款別冊】新旧比較表

託送供給等約款（令和６年 10 月１日実施）	託送供給等約款（令和７年４月１日実施）
した運転制御装置を設置していただきます。なお，設置については個別に協議させていただきます。	した運転制御装置を設置していただきます。なお，設置については個別に協議させていただきます。
a　超速応励磁制御方式	a　超速応励磁制御方式
(a)　受電電圧が 275kV 以上の発電者の発電機には，超速応励磁制御方式を採用していただきます。	(a)　受電電圧が 275kV 以上の発電者の発電機には，超速応励磁制御方式を採用していただきます。
(b)　受電電圧が 154kV 以下の発電者の発電機でも，必要により，超速応励磁制御方式を採用していただく場合があります。	(b)　受電電圧が 154kV 以下の発電者の発電機でも，必要により，超速応励磁制御方式を採用していただく場合があります。
b　系統安定化装置（PSS）	b　系統安定化装置（PSS）
(a)　超速応励磁制御方式など，応答速度の速い励磁方式（励磁系電圧応答時間が 0.1 秒以下の励磁方式）を採用する発電機には，系統安定化装置（PSS）を設置していただきます。	(a)　超速応励磁制御方式など，応答速度の速い励磁方式（励磁系電圧応答時間が 0.1 秒以下の励磁方式）を採用する発電機には，系統安定化装置（PSS）を設置していただきます。
(b)　上記 a 以外の励磁制御方式を採用する発電機でも，当該発電機の安定運転上あるいは連系する系統の安定度上必要な場合は，PSS を設置していただくことがあります。	(b)　上記 a 以外の励磁制御方式を採用する発電機でも，当該発電機の安定運転上あるいは連系する系統の安定度上必要な場合は，PSS を設置していただくことがあります。
(c)　連系する系統の広域的な安定度上必要な場合は，複数入力 PSS を設置していただくことがあります。	(c)　連系する系統の広域的な安定度上必要な場合は，複数入力 PSS を設置していただくことがあります。
（なお，PSS とは，電力系統の事故等によって生じる発電機の出力動揺を速やかに収斂させるため，端子電圧を制御する装置で，Power System Stabilizer のことです。）	（なお，PSS とは，電力系統の事故等によって生じる発電機の出力動揺を速やかに収斂させるため，端子電圧を制御する装置で，Power System Stabilizer のことです。）
c　励磁系頂上電圧	c　励磁系頂上電圧
必要により，励磁系頂上電圧を指定させていただく場合があります。	必要により，励磁系頂上電圧を指定させていただく場合があります。
(2)　周波数調整のための機能	(2)　周波数調整のための機能
火力発電設備~~及び~~混焼バイオマス発電設備（地域資源バイオマス発電設備を除く）については，以下の周波数調整機能を具備していただきます。なお，その他の発電設備等については，個別に協議させていただきます。	火力発電設備，混焼バイオマス発電設備（地域資源バイオマス発電設備を除く）及び揚水発電設備（発電方向）については，以下の周波数調整機能を具備していただきます。なお，その他の発電設備等については，個別に協議させていただきます。
	a　火力発電設備及び混焼バイオマス発電設備（地域資源バイオマス発電設備を除く）
a　ガバナフリー運転	(a)　ガバナフリー運転
タービンの調速機（ガバナ）を系統周波数の変動に応じて発電機出力を変化させるように運転（ガバナフリー運転）する機能を具備すること。	タービンの調速機（ガバナ）を系統周波数の変動に応じて発電機出力を変化させるように運転（ガバナフリー運転）する機能を具備すること。

系統連系技術要件【託送供給等約款別冊】新旧比較表

託送供給等約款（令和６年 10 月１日実施）	託送供給等約款（令和７年４月１日実施）
b　LFC（Load Frequency Control：負荷周波数制御）機能 当社からの LFC 信号に追従し，発電機出力を変動させる機能を具備すること。	(b)　LFC（Load Frequency Control：負荷周波数制御）機能 当社からの LFC 信号に追従し，発電機出力を変動させる機能を具備すること。
c　周波数変動補償機能 標準周波数±0.2Hz を超えた場合，系統の周波数変動により，ガバナで調整した出力を発電所の自動出力制御装置が，出力指令値に引き戻すことがないように，ガバナによる出力変動相当を出力指令値に加算する機能を具備すること。	(c)　周波数変動補償機能 標準周波数±0.2Hz を超えた場合，系統の周波数変動により，ガバナで調整した出力を発電所の自動出力制御装置が，出力指令値に引き戻すことがないように，ガバナによる出力変動相当を出力指令値に加算する機能を具備すること。
d　EDC（Economic load Dispatching Control：経済負荷配分制御）機能 当社からの出力指令値に発電機出力を自動追従制御する機能を具備すること。	(d)　EDC（Economic load Dispatching Control：経済負荷配分制御）機能 当社からの出力指令値に発電機出力を自動追従制御する機能を具備すること。
e　出力低下防止機能 ~~100MW 以上の~~火力発電設備は，周波数 49.0Hz までは発電機出力を低下しない，周波数 49.0Hz 以下については，1Hz 低下するごとに 5%以内の出力低下に抑える，~~もしくは~~，一度出力低下しても回復する機能を具備すること。	(e)　出力低下防止機能 火力発電設備及びコージェネレーション（ガスタービン・ガスエンジンを採用した 60MW 未満のコージェネレーションを除く）は，周波数 49.0Hz までは発電機出力を低下しない，周波数 49.0Hz 以下については，1Hz 低下するごとに 5%以内の出力低下に抑える，または，一度出力低下しても回復する機能もしくは装置を具備すること。 なお，周波数変動に鋭敏な負荷設備や，構内設備（発電用所内電源を除く）への電源供給維持のため，自立運転に移行する必要がある自家用発電設備等については，対策内容を協議させていただきます。
~~なお，~~具体的な発電設備の性能は，次のとおりです。ただし，系統の電源構成の状況等，必要に応じて別途協議を行うことがあります。	具体的な発電設備の性能は，次のとおりです。ただし，系統の電源構成の状況等，必要に応じて別途協議を行うことがあります。

系統連系技術要件【託送供給等約款別冊】新旧比較表

託送供給等約款（令和６年 10 月１日実施）			
	発電機定格出力	100MW以上	
		GT 及び GTCC	その他の火力発電設備及び混焼バイオマス発電設備※6
機能・仕様等	GF 調定率	５%以下	５%以下
	GF 幅※1	５%以上 （定格出力基準）	３%以上 （定格出力基準）
	GF 制御応答性	2 秒以内に出力変化開始， 10 秒以内に GF 幅の出力変化完了※7	
	LFC 幅	± ５%以上 （定格出力基準）	± ５%以上 （定格出力基準）
	LFC 変化速度※2	５%/分以上 （定格出力基準）	１%/分以上 （定格出力基準）
	LFC 制御応答性	20 秒以内に出力変化開始※7	60 秒以内に出力変化開始※7
	EDC 変化速度※2	５%/分以上 （定格出力基準）	１%/分以上 （定格出力基準）
	EDC 制御応答性	20 秒以内に出力変化開始※7	60 秒以内に出力変化開始※7
	EDC+LFC 変化速度	10%/分以上 （定格出力基準）	１%/分以上 （定格出力基準）
	最低出力※3※4 （定格出力基準）	~~50~~%以下 DSS 機能具備※5	30%以下

託送供給等約款（令和７年４月１日実施）			
	発電機定格出力	100MW以上	
		GT 及び GTCC	その他の火力発電設備及び混焼バイオマス発電設備※6
機能・仕様等	GF 調定率	５%以下	５%以下
	GF 幅※1	５%以上 （定格出力基準）	３%以上 （定格出力基準）
	GF 制御応答性	2 秒以内に出力変化開始， 10 秒以内に GF 幅の出力変化完了※7	
	LFC 幅	± ５%以上 （定格出力基準）	± ５%以上 （定格出力基準）
	LFC 変化速度※2	５%/分以上 （定格出力基準）	１%/分以上 （定格出力基準）
	LFC 制御応答性	20 秒以内に出力変化開始※7	60 秒以内に出力変化開始※7
	EDC 変化速度※2	５%/分以上 （定格出力基準）	１%/分以上 （定格出力基準）
	EDC 制御応答性	20 秒以内に出力変化開始※7	60 秒以内に出力変化開始※7
	EDC+LFC 変化速度	10%/分以上 （定格出力基準）	１%/分以上 （定格出力基準）
	最低出力※3※4 （定格出力基準）	30%以下※8 DSS 機能具備※5	30%以下※8

系統連系技術要件【託送供給等約款別冊】新旧比較表

託送供給等約款（令和６年 10 月１日実施）	託送供給等約款（令和７年４月１日実施）
※1　ガスタービン及びガスタービンコンバインドサイクル発電設備（GT 及び GTCC）については負荷制限設定値までの上げ余裕値が定格出力の５%以上，その他の発電機については定格出力の３%以上を確保。定格出力付近などの要件を満たせない出力帯について別途協議。	※1　ガスタービン及びガスタービンコンバインドサイクル発電設備（GT 及び GTCC）については負荷制限設定値までの上げ余裕値が定格出力の５%以上，その他の発電機については定格出力の３%以上を確保。定格出力付近などの要件を満たせない出力帯について別途協議。
※2　定格出力付近のオーバーシュート防止や低出力帯での安定運転により要件を満たせない場合には別途協議。	※2　定格出力付近のオーバーシュート防止や低出力帯での安定運転により要件を満たせない場合には別途協議。
※3　気化ガス（BOG）処理などにより最低出力を満たせない場合には別途協議。	※3　気化ガス（BOG）処理などにより最低出力を満たせない場合には別途協議。
※4　EDC・LFC 指令で制御可能な最低出力。	※4　EDC・LFC 指令で制御可能な最低出力。停止により対応をする発電設備の場合は，この限りではない。
※5　日間起動停止運転（DSS）は，発電機解列～並列まで８時間以内で可能なこと。	※5　日間起動停止運転（DSS）は，発電機解列～並列まで８時間以内で可能なこと。
※6　地域資源バイオマス発電設備を除く。	※6　地域資源バイオマス発電設備を除く。
※7　記載の秒数は目安値とし，可能な限り早期に出力変化開始し，出力変化完了すること。	※7　記載の秒数は目安値とし，可能な限り早期に出力変化開始し，出力変化完了すること。
	※8「５．需給バランス制約による発電設備等の出力の抑制」による。
また，周波数調整機能に必要な受信信号（EDC・LFC 指令値，EDC・LFC 運転指令）を受信する機能及び，必要な送信信号（現在出力，可能最大発電出力[GT 及び GTCC のみ。]，EDC・LFC 使用/除外，周波数調整機能故障）を送信する機能を具備していただきます。	また，周波数調整機能に必要な受信信号（EDC・LFC 指令値，EDC・LFC 運転指令）を受信する機能及び，必要な送信信号（現在出力，可能最大発電出力[GT 及び GTCC のみ。]，EDC・LFC 使用/除外，周波数調整機能故障）を送信する機能を具備していただきます。
	b　揚水発電設備（発電方向）
	(a)　ガバナフリー運転
	水車の調速機（ガバナ）を系統周波数の変動に応じて発電機出力を変化させるように運転（ガバナフリー運転）する機能を具備すること。
	(b)　LFC（Load Frequency Control：負荷周波数制御）機能
	当社からの LFC 信号に追従し，発電機出力を変動させる機能を具備すること。
	(c)　周波数変動補償機能
	標準周波数±0.2Hz を超えた場合，系統の周波数変動により，ガバナで調整した出力を発電所の自動出力制御装置が，出力指令値に引き戻すことがないように，ガバナによる出力変動相当を出力指令値に加算する機能を具備すること。ただし，同等の機能を有する場合は省略することができる。
	(d)　EDC（Economic load Dispatching Control：経済負荷配分制御）機能

系統連系技術要件【託送供給等約款別冊】新旧比較表

<table>
<tr><th>託送供給等約款（令和６年 10 月１日実施）</th><th>託送供給等約款（令和７年４月１日実施）</th></tr>
<tr><td></td><td>当社からの出力指令値に発電機出力を自動追従制御する機能を具備すること。
具体的な発電設備の性能は，次のとおりです。ただし，系統の電源構成の状況等，必要に応じて別途協議を行うことがあります。
<table><tr><td></td><td>発電機定格出力</td><td>10MW以上</td></tr><tr><td rowspan="9">機能・仕様等</td><td>GF 調定率</td><td>５%以下</td></tr><tr><td>GF 幅</td><td>最低～定格出力</td></tr><tr><td>GF 制御応答性※1, ※2</td><td>2 秒以内に出力変化開始，10 秒以内に出力変化完了
（定格出力の 5%到達にて出力変化の完了とする）</td></tr><tr><td>LFC 幅※1</td><td>最低～定格出力</td></tr><tr><td>LFC 変化速度</td><td>10%/分以上（定格出力基準）</td></tr><tr><td>LFC 制御応答性※2</td><td>10 秒以内に出力変化開始</td></tr><tr><td>EDC 変化速度</td><td>10%/分以上（定格出力基準）</td></tr><tr><td>EDC 制御応答性※2, ※3</td><td>10 秒以内に出力変化開始</td></tr><tr><td>EDC+LFC 変化速度</td><td>10%/分以上（定格出力基準）</td></tr></table>※1　水路系の影響により制約が発生する場合は別途協議。
※2　記載の秒数は目安値とし，可能な限り早期に出力変化開始し，出力変化完了すること。
※3　慣性モーメントが大きい発電機は個別協議。
また，周波数調整機能に必要な受信信号（EDC・LFC 指令値，EDC・LFC 運転指令）を受信する機能及び，必要な送信信号（現在出力，EDC・LFC 使用/除外，周波数調整機能故障）を送信する機能を具備していただきます。</td></tr>
<tr><td>(3)　早期再並列のための機能
定格出力の合計が 400MW 以上の火力（GTCC）発電設備については，送電系統の停電解消</td><td>(3)　早期再並列のための機能
定格出力の合計が 400MW 以上の火力（GTCC）発電設備については，送電系統の停電解消</td></tr>
</table>

系統連系技術要件【託送供給等約款別冊】新旧比較表

託送供給等約款（令和６年 10 月１日実施）	託送供給等約款（令和７年４月１日実施）
後，早期に再並列するために必要な装置を設置，または機能を具備していただきます。 (4)　電圧調整のための機能 (a)　275kV 以上の系統に連系する発電設備等は，当社が指定する電圧，無効電力または力率に応じて運転可能な機能を具備し，有効電力に応じて出力可能な範囲で無効電力を調整できるようにしていただきます。 (b)　受電電圧が 154kV 以下の発電者の発電設備等でも，必要により，上記(a)と同じ機能を具備していただくことがあります。 (c)　受電電圧が 500kV 以上の発電者の発電機には，送電電圧制御励磁装置（PSVR）もしくはこれに準ずる装置を設置していただきます。受電電圧が 275kV 以下の発電者の発電機でも，系統電圧を適正に維持するために必要な場合は，PSVR もしくはこれに準ずる装置を設置していただくことがあります。 （なお，PSVR とは，昇圧用変圧器の高圧側電圧を一定値に制御する装置で，Power System Voltage Regulator のことです。）	後，早期に再並列するために必要な装置を設置，または機能を具備していただきます。 (4)　電圧調整のための機能 (a)　275kV 以上の系統に連系する発電設備等は，当社が指定する電圧，無効電力または力率に応じて運転可能な機能を具備し，有効電力に応じて出力可能な範囲で無効電力を調整できるようにしていただきます。 (b)　受電電圧が 154kV 以下の発電者の発電設備等でも，必要により，上記(a)と同じ機能を具備していただくことがあります。 (c)　受電電圧が 500kV 以上の発電者の発電機には，送電電圧制御励磁装置（PSVR）もしくはこれに準ずる装置を設置していただきます。受電電圧が 275kV 以下の発電者の発電機でも，系統電圧を適正に維持するために必要な場合は，PSVR もしくはこれに準ずる装置を設置していただくことがあります。 （なお，PSVR とは，昇圧用変圧器の高圧側電圧を一定値に制御する装置で，Power System Voltage Regulator のことです。）
１９　出力変動対策 再生可能エネルギー発電設備を連系する場合であって，出力変動により他者に影響を及ぼすおそれがあるときは，出力変化率制限機能の具備等の対策を行~~な~~っていただきます。 (~~1~~)　風力発電設備の場合 a　発電に必要な自然エネルギーが得られる状況において，連系点での５分間の最大変動幅が発電所設備容量の 10%以下となるよう対策を行うこと。 なお，ウィンドファームコントローラーを有しない小規模発電所については，対策を別途協議~~する~~。 b　高風速時にカットアウトが予想される場合は，即座に停止しないよう，ストーム制	**１９　出力変動対策** 再生可能エネルギー発電設備を連系する場合であって，出力変動により他者に影響を及ぼすおそれがあるときは，出力変化率制限機能の具備等の対策を行っていただきます。 (1)　太陽光発電設備の場合 発電に必要な自然エネルギーが得られる状況において，系統周波数が上昇または低下し適正値を逸脱するおそれがある場合は，発電設備の出力を調定率に応じて，自動的に出力変化すること。 (2)　風力発電設備の場合 a　発電に必要な自然エネルギーが得られる状況において，連系点での５分間の最大変動幅が発電所設備容量の 10%以下となるよう対策を行うこと。 なお，ウィンドファームコントローラーを有しない小規模発電所については，対策を別途協議させていただきます。 b　高風速時にカットアウトが予想される場合は，即座に停止しないよう，ストーム制

系統連系技術要件【託送供給等約款別冊】新旧比較表

<table>
<tr><th>託送供給等約款（令和６年 10 月１日実施）</th><th>託送供給等約款（令和７年４月１日実施）</th></tr>
<tr><td>御機能を具備する等の対策を行うこと。また，カットインが予想される場合は，徐々に出力を上昇するよう対策を行うこと。
c　系統周波数が上昇し適正値を逸脱するおそれがある場合は，発電設備の出力を調定率に応じて自動的に~~抑制~~すること。~~なお，調定率は，２～５%の範囲で当社から指定する値とし，不感帯は 0.2Hz 以下とする。~~</td><td>御機能を具備する等の対策を行うこと。また，カットインが予想される場合は，徐々に出力を上昇するよう対策を行うこと。
c　発電に必要な自然エネルギーが得られる状況において，系統周波数が上昇または低下し適正値を逸脱するおそれがある場合は，発電設備の出力を調定率に応じて自動的に出力変化すること。
なお，具体的な発電設備の性能は，次の範囲で当社から指定する値といたします。ただし，系統の電源構成の状況等，必要に応じて別途協議させていただきます。
<table><tr><td></td><td>定格出力合計</td><td>10MW以上
太陽光発電設備または風力発電設備</td></tr><tr><td rowspan="4">機能・仕様等</td><td>調定率</td><td>2～5%</td></tr><tr><td>制御応答性</td><td>2 秒以内に出力変化開始，10 秒以内に変化量を完了（出力変化量の 50%到達にて出力変化の完了とする）</td></tr><tr><td>不感帯</td><td>±0.2Hz 以下</td></tr><tr><td>リザーブ量（出力変化幅）※1</td><td>0～10%（定格出力基準）</td></tr></table>※1　リザーブ量は系統周波数低下時の出力増加対応として，発電出力の抑制時に使用可能なこと。</td></tr>
<tr><td>２１　発電機定数・諸元
連系系統，電圧階級によっては，発電機の安定運転対策や短絡・地絡電流抑制対策，慣性低下対策等の面から，発電機定数を当社から指定させていただく場合があります。なお，標準的な発電機の過渡リアクタンス等は，次のとおりです。</td><td>２１　発電機定数・諸元
連系系統，電圧階級によっては，発電機の安定運転対策や短絡・地絡電流抑制対策，慣性低下対策等の面から，発電機定数を当社から指定させていただく場合があります。なお，標準的な発電機の過渡リアクタンス等は，次のとおりです。</td></tr>
</table>

系統連系技術要件【託送供給等約款別冊】新旧比較表

託送供給等約款（令和６年10月１日実施）

発電機定数	標準的な値（火力機）
直軸過渡リアクタンス(Xd´)	0.2～0.3[pu]※
直軸同期リアクタンス（Xd)	1.5～1.8[pu]※
直軸開路過渡時定数（Tdo´）	4.0～8.0[pu]
単位慣性定数（M＝2H)	6.0～9.0[MW・SEC/MVA]

※発電機定格容量ベース

当社の求めに応じて，次の諸元を提出していただきます。

電源種	設備	諸元
共通	発電プラント	定格容量，定格出力，台数，定格電圧
		最低出力
		所内負荷（定格，最低）
		力率（定格，運転可能範囲）
		運転可能周波数の範囲，運転継続時間
		単線結線図，系統並解列箇所
		発電プラントモデル（原動機の種類，発電機の種類）
		電気所監視制御方式
	構内設備	自家消費電力の最大値，最小値

託送供給等約款（令和７年４月１日実施）

発電機定数	標準的な値（火力機）
直軸過渡リアクタンス（Xd´）	0.2～0.3[pu]※
直軸同期リアクタンス（Xd)	1.5～1.8[pu]※
直軸開路過渡時定数（Tdo´）	4.0～8.0[pu]
単位慣性定数（M＝2H)	6.0～9.0[MW・SEC/MVA]

※発電機定格容量ベース

当社の求めに応じて，次の諸元を提出していただきます。

電源種	設備	諸元
共通	発電プラント	定格容量，定格出力，台数，定格電圧
		最低出力
		所内負荷（定格，最低）
		力率（定格，運転可能範囲）
		運転可能周波数の範囲，運転継続時間
		単線結線図，系統並解列箇所
		発電プラントモデル（原動機の種類，発電機の種類）
		電気所監視制御方式
	構内設備	自家消費電力の最大値，最小値

系統連系技術要件【託送供給等約款別冊】新旧比較表

託送供給等約款（令和６年 10 月１日実施）			託送供給等約款（令和７年４月１日実施）		
		総合負荷力率			総合負荷力率
		電動機容量（高圧・低圧）			電動機容量（高圧・低圧）
		電灯容量			電灯容量
		高調波発生機器と高調波対策資料			高調波発生機器と高調波対策資料
		電圧フリッカの発生源と対策設備資料			電圧フリッカの発生源と対策設備資料
	受電用変圧器，連系用変圧器	定格（定格容量，定格電圧）		受電用変圧器，連系用変圧器	定格（定格容量，定格電圧）
		インピーダンス（タップ電圧毎，変圧器定格容量ベース）			インピーダンス（タップ電圧毎，変圧器定格容量ベース）
		励磁特性曲線			励磁特性曲線
		制御方式，整定値			制御方式，整定値
	調相設備	定格容量，台数		調相設備	定格容量，台数
		制御方式，整定値			制御方式，整定値
	アクセス線・構内線路	インピーダンス，アドミタンス		アクセス線・構内線路	インピーダンス，アドミタンス
	遮断器	定格（遮断電流，遮断時間）		遮断器	定格（遮断電流，遮断時間）
		自動同期検定装置の有無			自動同期検定装置の有無
	保護装置	設置要素		保護装置	設置要素
		仕様			仕様

系統連系技術要件【託送供給等約款別冊】新旧比較表

託送供給等約款（令和６年 10 月１日実施）			託送供給等約款（令和７年４月１日実施）		
		設置場所			設置場所
		設置相数			設置相数
		解列箇所			解列箇所
		整定範囲			整定範囲
		整定値			整定値
		CT 比，VT 比			CT 比，VT 比
		シーケンスブロック			シーケンスブロック
		送電線再閉路方式			送電線再閉路方式
	記録	電気現象記録装置		記録	電気現象記録装置
誘導機	発電プラント	拘束リアクタンス	誘導機	発電プラント	拘束リアクタンス
		限流リアクトル容量			限流リアクトル容量
		限時リアクトルインピーダンス			限時リアクトルインピーダンス
		慣性定数			慣性定数
		定格すべり			定格すべり
		等価回路定数			等価回路定数

系統連系技術要件【託送供給等約款別冊】新旧比較表

託送供給等約款（令和６年 10 月１日実施）			託送供給等約款（令和７年４月１日実施）		
同期機	発電プラント	各種内部リアクタンス（飽和値，不飽和値）	同期機	発電プラント	各種内部リアクタンス（飽和値，不飽和値）
		各種短絡時定数・開路時定数			各種短絡時定数・開路時定数
		慣性定数（発電機＋タービン）			慣性定数（発電機＋タービン）
		制動巻線の有無			制動巻線の有無
		飽和特性			飽和特性
		可能出力曲線			可能出力曲線
		発電機軸モデル			発電機軸モデル
		発電機プラントモデル，モデル構築に必要なプラント，制御系の各種定数（ボイラ，タービン，水車等）			発電機プラントモデル，モデル構築に必要なプラント，制御系の各種定数（ボイラ，タービン，水車等）
		並解列所要時間（平常時，事故時）			並解列所要時間（平常時，事故時）
	制御装置	ガバナ系ブロック（調定率，GF 幅，CV，ICV モデルを含む）		制御装置	ガバナ系ブロック（調定率，GF 幅，CV，ICV モデルを含む）
		LFC・発電機出力制御ブロック			LFC・発電機出力制御ブロック
		EDC 変化速度（出力毎）			EDC 変化速度（出力毎）
		LFC 幅・変化速度（出力毎）			LFC 幅・変化速度（出力毎）
		出力キープタイム（出力毎，上げ下げ）			出力キープタイム（出力毎，上げ下げ）
		励磁装置の形式（直流・交流・サイリスタ・他）			励磁装置の形式（直流・交流・サイリスタ・他）

系統連系技術要件【託送供給等約款別冊】新旧比較表

託送供給等約款（令和６年 10 月１日実施）			託送供給等約款（令和７年４月１日実施）		
		応答速度（超速応励磁か否か）			応答速度（超速応励磁か否か）
		励磁系ブロック（AVR，PSS，PSVR）			励磁系ブロック（AVR，PSS，PSVR）
		FRT 要件の適用有無			FRT 要件の適用有無
		過励磁保護 59V/F ブロック			過励磁保護 59V/F ブロック
		OEL，UEL ブロック			OEL，UEL ブロック
水力	発電プラント 制御装置	揚水待機・開始所要時間	水力	発電プラント 制御装置	揚水待機・開始所要時間
		上ダム・下ダム運用可能水位			上ダム・下ダム運用可能水位
		電水比（kW/(m^3/s)）			電水比（kW/(m^3/s)）
逆変換装置	発電プラント制御装置	メーカ，型式	逆変換装置	発電プラント制御装置	メーカ，型式
		単独運転検出方式，整定値			単独運転検出方式，整定値
		逆変換装置の容量			逆変換装置の容量
		通電電流制限値			通電電流制限値
		系統事故時の力率制御時間			系統事故時の力率制御時間
		三相事故時の事故電流（大きさ，供給時間）			三相事故時の事故電流（大きさ，供給時間）
		一，二相事故時の事故電流（大きさ，供給時間）			一，二相事故時の事故電流（大きさ，供給時間）
		FRT 要件の適用有無			FRT 要件の適用有無

系統連系技術要件【託送供給等約款別冊】新旧比較表

託送供給等約款（令和６年 10 月１日実施）		
		無効電力制御方式，整定値
		慣性力供給能力
風力	発電プラント 制御装置	周波数調定率設定可能範囲，不感帯設定可能範囲
		発電機の出力特性
		出力変動対策の方法
		蓄電池，ウィンドファームコントローラーの有無
蓄電池	発電プラント	蓄電容量
二次励磁機	発電プラント	拘束リアクタンス

また，必要に応じて，記載されていない諸元等，最新の諸元等を提供していただくことがあります。

託送供給等約款（令和７年４月１日実施）		
		無効電力制御方式，整定値
		慣性力供給能力
太陽光	発電プラント 制御装置	発電機・制御モデル，モデルの各種定数
風力	発電プラント 制御装置	周波数調定率設定可能範囲，不感帯設定可能範囲
		発電機の出力特性
		出力変動対策の方法
		蓄電池，ウィンドファームコントローラーの有無
		発電機・制御モデル，モデルの各種定数
蓄電池	発電プラント	蓄電容量
二次励磁機	発電プラント	拘束リアクタンス

また，必要に応じて，記載されていない諸元等，最新の諸元等を提供していただくことがあります。

3　工事に関する費用の負担に関する算出の根拠および決定の方法に関する説明書

工事に関する費用の負担に関する算出の根拠および決定の方法に関する説明書

混雑緩和プロセスにおける工事費負担金の算出につきましては，第52回総合資源エネルギー調査会省エネルギー・新エネルギー分科会／電力・ガス事業分科会再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会(令和５年６月21日開催)において，系統増強を希望した発電事業者の負担を基本とした上で，混雑緩和プロセスによる系統増強が一般送配電事業者の計画している設備更新と同調できるなど，一般送配電事業者の受益と評価できる部分については，一般負担として控除する整理がなされたことを反映いたしました。

また，混雑緩和プロセスの参加者に求める保証金につきましては，第69回広域系統整備委員会（令和５年８月９日開催）において，従来の一括検討プロセスと同等に設定する整理がなされたことを反映いたしました。

託送供給等約款変更認可申請書

２０２４年１１月２９日

中部電力パワーグリッド株式会社

託 送 供 給 等 約 款 変 更 認 可 申 請 書

本 営 発 第 15 号

2024年11月29日

経済産業大臣　武 藤　容 治　殿

名 古 屋 市 東 区 東 新 町 1 番 地

中部電力パワーグリッド株式会社

代 表 取 締 役

社 長 執 行 役 員　清水　隆一

次のとおり託送供給等約款の変更の認可を受けたいので、電気事業法第18条第１項の規定により申請します。

変 更 の 内 容	別紙　託送供給等約款のとおりであります。
実　施　期　日	2025年４月１日

別　紙

託　送　供　給　等　約　款

２０２５年４月１日実施

中部電力パワーグリッド株式会社

託 送 供 給 等 約 款

目　　次

Ⅰ　総　　則 1

1　適　　用 1

2　約款の認可および変更 2

3　定　　義 3

4　代表契約者の選任 10

5　託送供給等に係る取扱い 11

6　単位および端数処理 11

7　そ　の　他 12

Ⅱ　契約の申込み 13

8　契約の要件 13

9　検討および契約の申込み 20

10　契約の成立および契約期間 32

11　託送供給等の開始 34

12　託送供給等の準備に対する協力 34

13　電気方式，電圧および周波数 35

14　発電場所および需要場所 37

15　契約および託送供給等の単位 41

16　承諾の限界 46

17　契約書の作成 47

Ⅲ　サービスおよび料金 48
18　サ ー ビ ス 48
19　料　　金 48
20　接続送電サービス 51
21　臨時接続送電サービス 87
22　予備送電サービス 99
23　系統連系受電サービス 101
24　発電量調整受電計画差対応電力 108
25　接続対象計画差対応電力 110
26　需要抑制量調整受電計画差対応電力 111
27　給電指令時補給電力 112

Ⅳ　料金の算定および支払い 115
28　料金の適用開始の時期 115
29　検　針　日 115
30　料金の算定期間 117
31　計　　量 119
32　電力および電力量の算定 119
33　損　失　率 147
34　料金の算定 147
35　支払義務の発生および支払期日 154
36　料金その他の支払方法 156
37　保　証　金 161
38　連 帯 責 任 165

Ⅴ　供　　給 166
39　託送供給等の実施 166

40　受電および供給の中止 170
41　給電指令の実施等 171
42　受電および供給の中止または給電指令の実施にともなう金銭決済 .. 172
43　適正契約の保持等 174
44　契約超過金 175
45　力率の保持 180
46　発電場所および需要場所への立入りによる業務の実施 181
47　託送供給等にともなう技術要件等 182
48　託送供給等の停止 183
49　託送供給等の停止の解除 185
50　託送供給等の停止期間中の料金 185
51　違　約　金 185
52　損害賠償の免責 186
53　設備の賠償 187

Ⅵ　契約の変更および終了 188
54　契約の変更 188
55　名義の変更 192
56　契約の廃止 192
57　供給開始後の契約の消滅または変更にともなう料金および
　　工事費の精算 195
58　解　約　等 202
59　契約消滅後の債権債務関係 205

Ⅶ　受電および供給の方法ならびに工事 206
60　受電地点，供給地点および施設 206
61　架空引込線 208

62　地中引込線 210
63　連接引込線等 212
64　中高層集合住宅等における受電方法および供給方法 213
65　引込線の接続 213
66　計量器等の取付け 213
67　専用供給設備 215
68　電流制限器の取付け 217

Ⅷ　工事費の負担 218
69　工事費の負担方法 218
70　受電地点への供給設備の工事費負担金 221
71　受電用計量器等の工事費負担金 227
72　会社間連系設備の工事費負担金 227
73　一般供給設備の工事費負担金 227
74　供給地点への特別供給設備の工事費負担金 232
75　供給地点への供給設備を変更する場合の工事費負担金 234
76　供給地点への特別供給設備等の工事費の算定 234
77　工事費負担金の申受けおよび精算 238
78　託送供給等の開始に至らないで契約を廃止または変更される
　　場合等の費用の申受け 241
79　臨時工事費 243
80　工事費負担金契約等の締結 244

Ⅸ　保　　安 245
81　保安の責任 245
82　保安等に対する発電者および需要者の協力等 245
83　調　　査 246

84　調査等の委託 247
85　調査に対する需要者の協力 247
86　検査または工事の受託 247
87　自家用電気工作物 248

附　　則

別　　表

Ⅰ　総　　則

１　適　　用

当社が，小売電気事業，当社以外の一般送配電事業，特定送配電事業もしくは電気事業法第２条第１項第５号ロにもとづき行なわれる電気の供給（以下「自己等への電気の供給」といいます。）の用に供するための託送供給または電気事業法第２条第１項第７号に定める電力量調整供給を行なうときの料金および必要となるその他の供給条件は，この託送供給等約款（以下「この約款」といいます。）によります。

なお，この約款において託送供給および電力量調整供給とは，次のものをいいます。

(1) 託送供給

次の接続供給および振替供給をいいます。

イ　接続供給

当社が契約者から受電し，当社が維持および運用する供給設備を介して，同時に，その受電した場所以外の当社の供給区域（愛知県，岐阜県〔一部を除きます。〕，三重県〔一部を除きます。〕，静岡県〔富士川以西〕および長野県をいいます。）内の場所（会社間連系点を除きます。）において，契約者の小売電気事業，特定送配電事業または自己等への電気の供給の用に供するための電気を契約者に供給することをいいます。

ロ　振替供給

当社が，契約者から小売電気事業，当社以外の一般送配電事業，特定

送配電事業または自己等への電気の供給の用に供するための電気を受電し，当社が維持および運用する供給設備を介して，同時に，その受電した場所以外の会社間連系点において，契約者に，その受電した電気の量に相当する量の電気を供給することをいいます。

(2) 電力量調整供給

次の発電量調整供給および需要抑制量調整供給をいいます。

イ　発電量調整供給

当社が，発電契約者から当社が行なう託送供給に係る小売電気事業，一般送配電事業，特定送配電事業または自己等への電気の供給の用に供するための電気を受電し，当社が維持および運用する供給設備を介して，同時に，その受電した場所において，発電契約者に，発電契約者があらかじめ当社に申し出た量の電気を供給することをいいます。

ロ　需要抑制量調整供給

当社が，需要抑制契約者から特定卸供給の用に供するための電気（小売電気事業または特定送配電事業の供給の用に供するための電気で，電気事業法施行規則第１条第２項第７号に定める特定抑制依頼によってえられた電気に限ります。）を受電し，当社が維持および運用する供給設備を介して，同時に，その受電した場所において，需要抑制契約者に，需要抑制契約者があらかじめ当社に申し出た量の電気を供給することをいいます。

２　約款の認可および変更

(1) この約款は，電気事業法第18条第１項の規定にもとづき，経済産業大臣の認可を受けたものです。

(2) 当社は，経済産業大臣の認可を受け，または経済産業大臣に届け出て，

この約款を変更することがあります。この場合には，料金および必要となるその他の供給条件は，変更後の託送供給等約款によります。

３　定　　義

次の言葉は，この約款においてそれぞれ次の意味で使用いたします。

(1) 契 約 者

この約款にもとづいて当社と接続供給契約または振替供給契約を締結する小売電気事業者，一般送配電事業者，特定送配電事業者または自己等への電気の供給を行なう者をいいます。

(2) 発電契約者

この約款にもとづいて当社と発電量調整供給契約を締結する者をいいます。

(3) 需要抑制契約者

この約款にもとづいて当社と需要抑制量調整供給契約を締結する者をいいます。

(4) 発 電 者

小売電気事業，一般送配電事業，特定送配電事業または自己等への電気の供給の用に供する電気（託送供給に係る電気に限ります。）を発電または放電する者で，当社以外の者をいいます。

(5) 需 要 者

契約者が小売電気事業または自己等への電気の供給として電気を供給する相手方となる者をいいます。

(6) 低　　圧

標準電圧100ボルトまたは200ボルトをいいます。

(7) 高　　圧

標準電圧6,000ボルトをいいます。

(8) 特別高圧

標準電圧20,000ボルト以上の電圧をいいます。

(9) 受電地点

当社が託送供給に係る電気を契約者から受電する地点，発電量調整供給に係る電気を発電契約者から受電する地点または需要抑制量調整供給に係る電気を需要抑制契約者から受電する地点をいいます。

(10) 発電場所

発電者が発電量調整供給に係る電気を発電または放電する場所をいいます。

(11) 供給地点

当社が託送供給に係る電気を契約者に供給する地点をいいます。

(12) 需要場所

需要者が契約者から供給された接続供給に係る電気を使用する場所をいいます。

(13) 会社間連系点

当社が維持および運用する供給設備と当社以外の一般送配電事業者または配電事業者が維持および運用する供給設備との接続点をいいます。

(14) 中継振替

会社間連系点を受電地点とし，他の会社間連系点を供給地点とする振替供給をいいます。

(15) 地内振替

発電者の電気設備と当社の供給設備との接続点を受電地点とし，会社間

連系点を供給地点とする振替供給をいいます。

⑯ 発電量調整受電電力

発電量調整供給の場合で，当社が受電地点において発電契約者から受電する電気の電力をいいます。

⑰ 発電量調整受電電力量

当社が受電地点において発電契約者から受電する発電量調整供給に係る電気の電力量をいいます。

⑱ 発電量調整受電計画電力

発電量調整受電電力の計画値で，発電契約者があらかじめ当社に通知するものをいいます。

⑲ 発電量調整受電計画電力量

発電量調整受電電力量の計画値で，発電契約者があらかじめ当社に通知するものをいいます。

⑳ 接続受電電力

接続供給の場合で，当社が受電地点において契約者から受電する電気の電力をいいます。

㉑ 接続受電電力量

当社が受電地点において契約者から受電する接続供給に係る電気の電力量をいいます。

㉒ 接続供給電力

当社が供給地点において契約者に供給する接続供給に係る電気の電力をいいます。

㉓ 接続供給電力量

当社が供給地点において契約者に供給する接続供給に係る電気の電力量

をいいます。

⑵4 接続対象電力

接続供給電力を損失率で修正した値をいいます。

⑵5 接続対象電力量

接続供給電力量を損失率で修正した値をいいます。

⑵6 接続対象計画電力

接続対象電力の計画値で，契約者があらかじめ当社に通知するものをいいます。

⑵7 接続対象計画電力量

接続対象電力量の計画値で，契約者があらかじめ当社に通知するものをいいます。

⑵8 需要抑制量調整受電電力

需要抑制量調整供給の場合で，当社が受電地点において需要抑制契約者から受電する電気の電力をいいます。

⑵9 需要抑制量調整受電電力量

当社が受電地点において需要抑制契約者から受電する需要抑制量調整供給に係る電気の電力量をいいます。

⑶0 需要抑制量調整受電計画電力

需要抑制量調整受電電力の計画値で，需要抑制契約者があらかじめ当社に通知するものをいいます。

⑶1 需要抑制量調整受電計画電力量

需要抑制量調整受電電力量の計画値で，需要抑制契約者があらかじめ当社に通知するものをいいます。

⑶2 ベースライン

需要抑制量調整供給を行なう場合の基準となる電力量で，需要抑制契約者があらかじめ当社に通知するものをいいます。

⑶3 損 失 率

接続供給における受電地点から供給地点に至る電気の損失率をいいます。

⑶4 契約電力

契約上使用できる最大電力（キロワット）をいいます。この場合，契約電力とは，接続送電サービス契約電力，臨時接続送電サービス契約電力および予備送電サービス契約電力をいいます。

⑶5 契約電流

契約上使用できる最大電流（アンペア）をいい，交流単相２線式標準電圧100ボルトに換算した値といたします。この場合，契約電流とは，接続送電サービス契約電流および臨時接続送電サービス契約電流をいいます。

⑶6 契約容量

契約上使用できる最大容量（キロボルトアンペア）をいいます。この場合，契約容量とは，接続送電サービス契約容量および臨時接続送電サービス契約容量をいいます。

⑶7 契約受電電力

契約上使用できる受電地点ごとの接続受電電力または発電量調整受電電力の最大値（キロワット）をいい，契約者または発電契約者と当社との協議によりあらかじめ定めた値（発電量調整供給においては，同時最大受電電力をこえないものといたします。）をいいます。

⑶8 同時最大受電電力

発電者の電気設備と当社の供給設備との接続点における最大電力（キロワット）をいい，発電契約者または発電者と当社との協議により発電場所ごとにあらかじめ定めた値をいいます。

⑶9 最大連系電力等

当社が受電地点において発電契約者から受電する発電量調整供給に係る電気の電力の最大値をいいます。

⑷0 最大需要電力等

当社が供給地点において契約者に供給する接続供給に係る電気の電力の最大値をいいます。

⑷1 発電バランシンググループ

32（電力および電力量の算定）⑵0イもしくはロに定める発電量調整受電計画差対応補給電力量または32（電力および電力量の算定）⑵1イもしくはロに定める発電量調整受電計画差対応余剰電力量を算定する対象となる単位で，発電契約者があらかじめ発電量調整供給契約において設定するものをいいます。

⑷2 需要バランシンググループ

32（電力および電力量の算定）⑵2に定める接続対象計画差対応補給電力量または32（電力および電力量の算定）⑵3に定める接続対象計画差対応余剰電力量を算定する対象となる単位で，契約者があらかじめ接続供給契約において設定するものをいいます。

⑷3 需要抑制バランシンググループ

32（電力および電力量の算定）⑵4イもしくはロに定める需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量または32（電力および電力量の算定）⑵5に

定める需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量を算定する対象となる単位で，需要抑制契約者があらかじめ需要抑制量調整供給契約において設定するものをいいます。

(44) 契約使用期間

契約上サービスを受けることができる期間をいいます。

(45) 電　　灯

白熱電球，けい光灯，ネオン管灯，水銀灯等の照明用電気機器（付属装置を含みます。）をいいます。

(46) 小型機器

主として住宅，店舗，事務所等において単相で使用される，電灯以外の低圧の電気機器をいいます。ただし，急激な電圧の変動等により他の電気の使用者の電灯の使用を妨害し，または妨害するおそれがあり，電灯と併用できないものは除きます。

(47) 動　　力

電灯および小型機器以外の電気機器をいいます。

(48) 契約負荷設備

契約上使用できる負荷設備をいいます。

(49) 契約主開閉器

契約上設定されるしゃ断器であって，定格電流を上回る電流に対して電路をしゃ断し，需要者において使用する最大電流を制限するものをいいます。

(50) 定期検査

電気事業法第54条および第55条第１項に定める検査をいいます。

⑸1 定期補修

定期的に一定期間を限り行なわれる補修をいいます。

⑸2 給電指令

発電者の発電設備および蓄電池（以下「発電設備等」といいます。）もしくは会社間連系点の運用または需要者の電気の使用について，当社から指令することをいいます。

⑸3 昼間時間

毎日午前８時から午後10時までの時間をいいます。ただし，日曜日，「国民の祝日に関する法律」に規定する休日，１月２日，１月３日，４月30日，５月１日，５月２日，12月30日および12月31日の該当する時間を除きます。

⑸4 夜間時間

昼間時間以外の時間をいいます。

４　代表契約者の選任

自己等への電気の供給の用に供するための接続供給契約を除き，１接続供給契約における契約者を複数とすることができます。この場合，当該接続供給契約においては１需要バランシンググループを設定するものとし，その他の取扱いは，次のとおりといたします。

(1) この約款に係る当社との協議事項についての一切の権限を他のすべての契約者から委任され，かつ，当社とのすべての協議に責任をもって応じることができる１契約者を代表契約者として，あらかじめ定めていただきます。この場合，代表契約者に対する他のすべての契約者の委任状（当社所定の様式によっていただきます。）を当社に提出していただきます。当社は，この約款およびその他接続供給の実施に係る契約者との協議を代表契

約者と行ないます。

(2) 契約者の行なう契約の申込み，その他接続供給の実施に係る当社との手続きおよびこの約款に定める金銭債務の支払い手続きは，原則として(1)に定める代表契約者により行なっていただきます。また，当社の行なう契約者への通知，保証金の返還等は，原則として(1)に定める代表契約者に対し行ないます。

５　託送供給等に係る取扱い

当社は，とくに必要となる場合を除き，専用窓口を通じて，この約款の実施取扱いをいたします。この場合，当社は，託送供給または電力量調整供給の申込みおよび実施に際してえた内容については，託送供給，電力量調整供給または再生可能エネルギー電気卸供給約款にもとづく再生可能エネルギー電気卸供給を実施するうえで必要となる目的以外には使用いたしません。

６　単位および端数処理

この約款において料金その他を計算する場合の単位およびその端数処理は，次のとおりといたします。

(1) 契約負荷設備の個々の容量の単位は，１ワットまたは１ボルトアンペアとし，その端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。

(2) 契約容量の単位は，１キロボルトアンペアとし，その端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。

(3) 発電量調整受電電力，発電量調整受電計画電力，接続受電電力，接続供給電力，接続対象電力，接続対象計画電力，需要抑制量調整受電電力，需要抑制量調整受電計画電力，契約電力，契約受電電力，同時最大受電電力，最大連系電力等，最大需要電力等およびその他の電気の電力の単位は，次の場合を除き，１キロワットとし，その端数は，小数点以下第１位

で四捨五入いたします。

イ　低圧で供給する場合で，20（接続送電サービス）(2)イまたは21（臨時接続送電サービス）(2)イ(ﾛ)を適用した場合に算定された値が0.5キロワット以下となるときは，契約電力を0.5キロワットといたします。

ロ　高圧で供給する場合で，20（接続送電サービス）(2)イを適用した場合に算定された値が0.5キロワット未満となるときは，契約電力を１キロワットといたします。

(4) 電力量の単位は，１キロワット時とし，その端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。ただし，低圧で受電する場合の30分ごとの接続受電電力量および30分ごとの発電量調整受電電力量ならびに低圧で供給する場合の30分ごとの接続供給電力量の単位は，最小位までといたします。

(5) 力率の単位は，１パーセントとし，その端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。

(6) 料金その他の計算における合計金額の単位は，１円とし，その端数は，切り捨てます。

７　そ　の　他

この約款に記載のない事項については，この約款の趣旨に則り，契約者，発電契約者，発電者または需要抑制契約者と当社との協議によって定めます。

なお，当社は，必要に応じて，需要者と別途協議を行なうことがあります。

Ⅱ　契約の申込み

８　契約の要件

(1) 契約者が接続供給契約を希望される場合は，次の要件を満たしていただきます。

イ　小売電気事業，特定送配電事業または自己等への電気の供給の用に供する電気が電力量調整供給に係るものまたは当社が供給する託送供給に供する電気であること。

ロ　契約者が需要者の需要の計画値に応じた電気の供給が可能であること。

ハ　需要者が，次の事項を遵守して，電気設備を当社の供給設備に電気的に接続すること。

(ｲ) 法令で定める技術基準，その他の法令等

(ﾛ) 別冊に定める技術要件（以下「系統連系技術要件」といいます。）

(ﾊ) 当社が，当社の供給設備の状況等を勘案したうえで，技術的に適当と認める方法

ニ　高圧または特別高圧で供給する場合は，契約者および需要者が当社からの給電指令にしたがうこと。

ホ　契約者は，需要者にこの約款における需要者に係る規定を遵守させること。

ヘ　需要者がこの約款における需要者に係る規定を遵守する旨の承諾をすること。

ト　需要者が他の契約者から電気の供給を受けることを当社が確認した場

合は，契約者が，当社が契約者にあらかじめお知らせすることなく接続供給の実施に必要な需要者の情報を当該他の契約者に対し提供する旨の承諾をすること。

チ　契約者および需要者が，当社が契約者および需要者にあらかじめお知らせすることなく発電量調整供給等の実施に必要な需要者の情報を発電契約者および需要場所と同一の場所である発電場所の発電者または当社と再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）第２条第５項に定める特定契約（以下「特定契約」といいます。）もしくは再生可能エネルギー特別措置法第２条の７に定める一時調達契約（以下「一時調達契約」といいます。）等を締結する者に対し提供する旨の承諾をすること。

リ　契約者が自己等への電気の供給の用に供するための接続供給契約を希望される場合は，次の要件を満たすこと。

(ｲ) 発電者の発電設備等が非電気事業用電気工作物であること。

(ﾛ) 契約者と発電者が同一であること。また，契約者と同一でない発電者を含む場合は，その発電者と契約者が経済産業省令で定める密接な関係を有すること。

(ﾊ) 契約者と需要者が同一，または経済産業省令で定める密接な関係を有すること。

ヌ　契約者が，１需要場所において，分割供給（複数の小売電気事業者が，１需要場所において，１引込みを通じて行なうそれぞれの電気事業法第２条第１項第１号に定める小売供給をいいます。ただし，一方の小売電気事業者が需要者の発電設備の検査，補修または事故〔停電による停止等を含みます。〕により生じた不足電力の補給にあてるための電気

のみを供給する場合の小売供給を除きます。）を行なうための接続供給（以下「分割接続供給」といいます。）を希望される場合は，次の要件を満たすこと。

(ｲ) 当該需要場所が，高圧または特別高圧で電気の供給を受ける需要場所であること。

(ﾛ) 当該需要場所において分割接続供給を受ける契約者は，２契約者に限ること。

(ﾊ) 双方の契約者および需要者が，当該需要場所において，当社が分割接続供給を行なう旨の承諾をすること。

(ﾆ) 双方の契約者および需要者が，当社が契約者および需要者にあらかじめお知らせすることなく分割接続供給の実施に必要な契約者および需要者の情報を他の一方の契約者に対し提供する旨の承諾をすること。

(2) 契約者が振替供給契約を希望される場合は，次の要件を満たしていただきます。

イ　小売電気事業，一般送配電事業，特定送配電事業または自己等への電気の供給の用に供する電気が電力量調整供給に係るものまたは当社が供給する託送供給に供する電気であること。

ロ　契約者が当社からの給電指令にしたがうこと。

ハ　契約者が営む小売電気事業，一般送配電事業，特定送配電事業または契約者が行なう自己等への電気の供給の用に供するためのものであること。

ニ　契約者が自己等への電気の供給の用に供するための振替供給契約を希望される場合は，次の要件を満たすこと。

(ｲ) 発電者の発電設備等が非電気事業用電気工作物であること。

(ﾛ) 契約者と発電者が同一であること。また，契約者と同一でない発電者を含む場合は，その発電者と契約者が経済産業省令で定める密接な関係を有すること。

(ﾊ) 契約者と需要者が同一，または経済産業省令で定める密接な関係を有すること。

(3) 発電契約者が発電量調整供給契約を希望される場合は，次の要件を満たしていただきます。

イ　発電契約者が発電量調整受電計画電力量に応じて電気を供給すること。

ロ　発電者が発電または放電する電気が当社が行なう託送供給に係るものであること。

ハ　発電者が，次の事項を遵守して，電気設備を当社の供給設備に電気的に接続すること。

(ｲ) 法令で定める技術基準，その他の法令等

(ﾛ) 系統連系技術要件

(ﾊ) 当社が，当社の供給設備の状況等を勘案したうえで，技術的に適当と認める方法

ニ　高圧または特別高圧で受電する場合は，発電契約者および発電者が当社からの給電指令にしたがうこと。

ホ　発電契約者が当社を代理して，発電者との間で，系統連系受電契約（発電量調整供給契約にもとづき締結する契約をいいます。）を締結すること。

ヘ　発電契約者が，原則として，19（料金）(3)に定める発電者に係る料

金，延滞利息および契約超過金を，35（支払義務の発生および支払期日）(4)に定める期日までの間，当社に代わり，発電者から受領し，当社があらかじめ定める支払いに関する期日までに当社へ引き渡す業務を受託すること。

ト　発電契約者が，36（料金その他の支払方法）(3)ロの場合を除き，19（料金）(3)に定める発電者に係る料金，延滞利息および契約超過金の支払い業務を発電者から無償で受託すること。

チ　発電者が系統連系受電契約の変更を発電契約者に申し出た場合，発電契約者が発電量調整供給契約の変更として当社へ申し出ること。

リ　当社が発電者との系統連系受電契約を解約する場合，発電契約者が，当該発電者の発電場所に係る発電量調整供給契約が変更されることを承諾すること。

ヌ　発電契約者は，発電者にこの約款における発電者に係る規定を遵守させること。

ル　発電者がこの約款における発電者に係る規定を遵守する旨の承諾をすること。

ただし，当社と特定契約を締結する発電者（発電契約者が発電者との間で電力受給に関する契約を締結している場合を除きます。）および発電契約者と同一の者である発電者については，ホ，ヘ，ト，チおよびリの要件を除きます。

なお，当社は，発電契約者に対して，系統連系受電契約の締結または変更について，当社を代理する権利を付与いたします。

(4) 発電者が系統連系受電契約を希望される場合は，次の要件を満たしていただきます。

イ　新たに系統連系受電契約を希望される場合または当該契約の内容に変更が生ずる場合，発電者が当該契約の締結または変更について当社を代理する発電契約者に対して申し出ること。

ロ　発電者が発電または放電する電気が当社が行なう託送供給に係るもの（当社との特定契約に係る電気を除きます。）であること。

ハ　発電者が電気設備を当社の供給設備に電気的に接続するにあたり，電気設備に関する技術基準，その他の法令等にしたがい，かつ，系統連系技術要件を遵守して，当社の供給設備の状況等を勘案して技術的に適当と認められる方法によって連系すること。

ニ　高圧または特別高圧で受電する場合は，発電者が当社からの給電指令にしたがうこと。

ホ　発電者が，原則として，19（料金）(3)に定める発電者に係る料金，延滞利息および契約超過金の支払い業務を発電契約者に委託すること。

ヘ　発電者が当該契約の消滅後に接続された電気を当社が無償で受電することについて承諾すること。

ただし，発電契約者と同一の者である発電者については，イおよびホの要件を除きます。

(5) 需要抑制契約者が需要抑制量調整供給契約を希望される場合は，次の要件を満たしていただきます。

イ　需要抑制契約者が特定卸供給を行なう事業を営む者で，次のいずれにも該当すること。

(ｲ) 需要者に対して，次のａおよびｂの事項を定めた需要抑制に関する計画を適時に策定し，当該計画にしたがって適切な需要抑制の指示を適時に出すことができること。

a　需要抑制量（１キロワットをこえる電気を抑制しようとするものに限ります。）

b　需要抑制の実施頻度および時期

(ﾛ) (ｲ)によってえられた100キロワットをこえる電気を供給しようとするものであること。

(ﾊ) 電気の安定かつ適正な供給を確保するための適切な需給管理体制および情報管理体制を確立し，実施および維持することができること。

(ﾆ) 需要者の保護の観点から適切な情報管理体制を確立し，実施および維持できること。

(ﾎ) 需要者と電力需給に関する契約等を締結している契約者が供給力を確保するよう，当該契約者と需要抑制契約者との間または当該契約者と需要者との間で適切な契約がなされていること。

ロ　需要抑制契約者が需要抑制量調整受電計画電力量に応じて電気を供給すること。

ハ　需要者に係る接続送電サービスまたは臨時接続送電サービスが電灯定額接続送電サービスまたは電灯臨時定額接続送電サービスもしくは動力臨時定額接続送電サービスでないこと。

ニ　需要抑制量調整受電電力量の算定上，需要場所が31（計量）(2)に該当しないこと。

ホ　需要抑制契約者は，需要者にこの約款における需要者に係る規定を遵守させること。

ヘ　需要者がこの約款における需要者に係る規定を遵守する旨の承諾をすること。

ト　当社が分割接続供給を行なう供給地点において，需要抑制契約者は，

15（契約および託送供給等の単位）(2)イ(ｲ)または(ﾛ)により分割接続供給を受ける契約者に係る接続送電サービスまたは臨時接続送電サービスについて需要抑制量調整供給契約を希望される場合は，他の一方の契約者に係る接続送電サービスまたは臨時接続送電サービスについてもあわせて需要抑制量調整供給契約を締結すること。

９　検討および契約の申込み

契約者が新たに接続供給契約もしくは振替供給契約を希望される場合，発電契約者が新たに発電量調整供給契約を希望される場合，発電者（当社と特定契約を締結する発電者〔発電契約者が発電者との間で電力受給に関する契約を締結している場合を除きます。〕を除きます。）が新たに系統連系受電契約を希望される場合または需要抑制契約者が新たに需要抑制量調整供給契約を希望される場合は，あらかじめこの約款を承認のうえ，次の手続きにより，契約者，発電契約者または需要抑制契約者から申込みをしていただきます。

(1) 受電側接続検討の申込み

イ　当社は，契約者または発電契約者から小売電気事業，一般送配電事業，特定送配電事業または自己等への電気の供給の用に供する電気を受電（原則として高圧または特別高圧で受電する場合に限ります。また，接続供給または振替供給の場合は，受電地点が会社間連系点のときに限ります。）するにあたり，供給設備の新たな施設または変更についての検討（以下「受電側接続検討」といいます。）をいたします。

なお，他の接続供給契約もしくは振替供給契約または発電量調整供給契約等により既に連系されている受電地点については，受電側接続検討を省略することがあります。

ロ　契約者または発電契約者は，(4)の申込みに先だち，次の事項を明らかにして，当社所定の様式により，受電側接続検討の申込みをしていただきます。ただし，接続供給契約または振替供給契約の場合は，受電地点が会社間連系点の場合に限ります。また，発電量調整供給契約の場合は，発電者から電気を受電する場合に限ります。

(ｲ) 接続供給の場合

a　契約者の名称

b　代表契約者の名称（契約者が複数の場合に限ります。）

c　当該接続供給に必要となる当社以外の一般送配電事業者または配電事業者との振替供給契約等の内容または申込み内容

d　接続受電電力の最大値および最小値

e　接続供給の開始希望日

(ﾛ) 振替供給の場合

a　契約者の名称

b　当社が振替供給する電気の供給地点

c　当該振替供給に必要となる当社以外の一般送配電事業者または配電事業者との振替供給契約等の内容または申込み内容

d　振替供給に係る受電電力の最大値および最小値

e　振替供給の開始希望日

(ﾊ) 発電量調整供給の場合

a　発電契約者の名称

b　発電者の名称，発電場所および受電地点

c　受電地点における受電電圧および予備送電サービスの希望の有無

d　発電設備等の発電・放電方式，発電・放電出力および系統安定上

必要な仕様

e　発電量調整受電電力の最大値および最小値

f　発電場所における負荷設備および受電設備

g　発電量調整供給の開始希望日

ハ　検討期間および検討料

(ｲ) 検討期間

当社は，受電側接続検討の申込みをいただいた後，原則として３月以内に，検討結果を契約者または発電契約者にお知らせいたします。

(ﾛ) 検 討 料

当社は，１受電地点１検討につき22万円を検討料として，受電側接続検討の申込み時に発電契約者から申し受けます。ただし，次の場合には，検討料を申し受けません。

a　検討を要しない場合

b　受電側接続検討の回答後，他の発電契約者の契約の申込みにともなう連系予約（当該契約の申込みに係る発電設備等が送電系統へ連系されたものとして取り扱うことをいいます。）によって送電系統の状況が変化した場合等，受電側接続検討の前提となる事実関係に変動がある場合で，かつ，検討料を申し受けた受電側接続検討の回答日から１年以内に受け付けた受電側接続検討のとき。

(2) 供給側接続事前検討の申込み

イ　当社は，契約者が希望される場合に，(4)の申込みに先だって，契約者に小売電気事業，特定送配電事業または自己等への電気の供給の用に供する電気を供給するにあたり，供給設備の新たな施設または変更に係

る工事の要否（工事が必要となる場合は，その工事の種別を含みます。）についての検討（以下「供給側接続事前検討」といいます。）をいたします。

ロ　契約者は，次の事項を明らかにして，当社所定の様式により，供給側接続事前検討の申込みをしていただきます。この場合，契約者への情報開示に係る需要者の承諾書（当社所定の様式によっていただきます。）をあわせて提出していただくことがあります。また，分割接続供給を希望される場合は，あらかじめ双方の契約者で協議のうえ，申込みをしていただきます。

(ｲ) 需要者の名称，用途，需要場所（供給地点特定番号を含みます。）および供給地点

(ﾛ) 供給地点における供給電気方式および供給電圧

(ﾊ) 契約電力（分割接続供給を希望される場合は，１需要場所において使用できる最大電力〔キロワット〕といたします。），契約電流または契約容量

(ﾆ) 負荷設備または主開閉器

(ﾎ) 接続供給の開始希望日および使用期間

ハ　負荷設備，契約電力，契約電流および契約容量については，１年間を通じての最大の負荷を基準として，契約者から申し出ていただきます。この場合，１年間を通じての最大の負荷を確認するため，必要に応じて接続供給の開始希望日以降１年間の接続供給電力の計画値を当社所定の様式により申し出ていただきます。

ニ　当社は，供給側接続事前検討の申込みをいただいた後，原則として２週間以内に，検討結果を契約者にお知らせいたします。

(3) 需要抑制量調整供給事前検討の申込み

イ　当社は，需要抑制契約者が希望される場合に，(4)の申込みに先だって，特定卸供給の用に供する電気を受電するにあたり，供給設備の変更に係る工事の要否（工事が必要となる場合は，その工事の種別を含みます。）についての検討（以下「需要抑制量調整供給事前検討」といいます。）をいたします。

ロ　需要抑制契約者は，次の事項を明らかにして，当社所定の様式により，需要抑制量調整供給事前検討の申込みをしていただきます。この場合，需要抑制契約者への情報開示に係る需要者の承諾書（当社所定の様式によっていただきます。）をあわせて提出していただくことがあります。

(ｲ) 需要抑制契約者の名称

(ﾛ) 需要者の名称，需要場所（供給地点特定番号を含みます。）

(ﾊ) 需要抑制量調整供給の開始希望日

ハ　当社は，需要抑制量調整供給事前検討の申込みをいただいた後，原則として２週間以内に，検討結果を需要抑制契約者にお知らせいたします。

(4) 契約の申込み

契約者は，(1)ロ(ｲ)または(ﾛ)の事項およびイまたはロの事項を，発電契約者は，(1)ロ(ﾊ)の事項およびハの事項を，需要抑制契約者は，ニの事項を明らかにして，当社所定の様式により，接続供給契約もしくは振替供給契約，発電量調整供給契約，系統連系受電契約または需要抑制量調整供給契約の申込みをしていただきます。この場合，８（契約の要件）(1)へおよび接続供給の実施に必要な需要者の情報を当社が契約者に対し提供す

ることに関する需要者の承諾書（当社所定の様式によっていただきます。），８（契約の要件）(3)ホに定める要件を満たすことを証明する文書（当社所定の様式によっていただきます。）および８（契約の要件）(3)ルの発電者の承諾書（当社所定の様式によっていただきます。）または８（契約の要件）(5)ヘおよび需要抑制量調整供給の実施に必要な需要者の情報を当社が需要抑制契約者に対し提供することに関する需要者の承諾書（当社所定の様式によっていただきます。）をあわせて提出していただきます。ただし，発電契約者と発電者との間で締結する電力受給に関する契約等において，発電者が系統連系受電契約の締結について合意していることおよび発電者がこの約款に関する事項を遵守することを承諾していることが明らかな場合，契約者と需要者との間で締結する電力需給に関する契約等において，需要者がこの約款に関する事項を遵守することおよび接続供給の実施に必要な需要者の情報を，当社が契約者に対し提供することを承諾していることが明らかな場合または需要抑制契約者と需要者との間で締結する需要抑制に関する契約等において，需要者がこの約款に関する事項を遵守することおよび需要抑制量調整供給の実施に必要な需要者の情報を，当社が需要抑制契約者に対し提供することを承諾していることが明らかな場合で，当社が当該文書および承諾書の提出を不要と判断するときは，当該文書および承諾書の提出を省略することができるものといたします。

なお，自己等への電気の供給の用に供するための接続供給契約または振替供給契約を希望される場合には，８（契約の要件）(1)リまたは(2)ニに定める要件を満たすことを証明する文書をあわせて提出していただきます。この場合，当社は，必要に応じ，所管の官庁にこの要件を満たすこと

の確認を行ないます。

また，発電量調整供給契約を希望される場合で，電力広域的運営推進機関送配電等業務指針に定める保証金（以下「系統連系保証金」といい，その金額は電力広域的運営推進機関業務規程に定める方法により算定いたします。）を要するときは，系統連系保証金をお支払いいただき，かつ，電源接続案件一括検討プロセスにもとづき工事費負担金補償金を定めるときは，当社と工事費負担金の補償に関する契約を締結のうえ，(1)の申込みに対する当社の回答日から１年以内（電源接続案件一括検討プロセスにもとづき申込みをされる場合および海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律〔以下「再エネ海域利用法」といいます。〕第13条第２項第10号に規定する選定事業者〔以下「選定事業者」といいます。〕を発電者として申込みをされる場合を除きます。）に申込みをしていただくものとし，需要抑制量調整供給契約を希望される場合は，８（契約の要件）(5)イに定める要件を満たすことを証明する文書を提出していただきます。

イ　接続供給の場合

(ｲ) 需要者の名称，用途，需要場所（供給地点特定番号を含みます。）および供給地点

(ﾛ) 供給地点における供給電気方式および供給電圧

(ﾊ) 需要場所における負荷設備，主開閉器，受電設備および発電設備等

(ﾆ) 接続送電サービス契約電力，接続送電サービス契約電流または接続送電サービス契約容量および接続送電サービスの種別（分割接続供給を希望される場合は，申込みをされる契約者に係る接続送電サービス契約電力および接続送電サービスの種別といたします。）

(ﾎ) 臨時接続送電サービスを希望される場合は，臨時接続送電サービス契約電流，臨時接続送電サービス契約容量または臨時接続送電サービス契約電力および臨時接続送電サービスの種別ならびにその使用期間（分割接続供給を希望される場合は，申込みをされる契約者に係る臨時接続送電サービス契約電力および臨時接続送電サービスの種別ならびに使用期間といたします。）

(ﾍ) 予備送電サービスを希望される場合は，予備送電サービス契約電力および予備送電サービスの種別（分割接続供給を希望される場合は，申込みをされる契約者に係る予備送電サービス契約電力および予備送電サービスの種別といたします。）

(ﾄ) 契約受電電力

(ﾁ) 接続受電電力の計画値および接続供給電力の計画値

(ﾘ) ８（契約の要件）(1)ロの実施方法

(ﾇ) 電気の調達先となる契約者，発電契約者または需要抑制契約者の名称および調達量の計画値

(ﾙ) 電気の販売先となる契約者，発電契約者または需要抑制契約者の名称および販売量の計画値

(ﾇ) 連絡体制

(ﾜ) 分割接続供給を希望される場合，次の事項（あらかじめ双方の契約者で協議のうえ，申込みをしていただきます。）

a　15（契約および託送供給等の単位）(2)イまたはロのうち希望される分割接続供給の形態

b　15（契約および託送供給等の単位）(2)イにより当社が分割接続供給を行なう場合，それぞれの契約者への分割接続供給の形態

c　15（契約および託送供給等の単位）(2)イ(ｲ)により当社が分割接続供給を行なう場合，契約者があらかじめ定めた30分ごとの電力量（以下「通告電力量」といいます。）を当社に通知する契約者

d　15（契約および託送供給等の単位）(2)ロにより当社が分割接続供給を行なう場合，それぞれの契約者へ分割接続供給する時間帯（以下「供給時間帯」といいます。）および分割接続供給に係る料金その他の調整先となる契約者

e　分割接続供給に係る料金その他の調整に使用する，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービス契約電力および接続送電サービスの種別

f　臨時接続送電サービスを希望される場合は，分割接続供給に係る料金その他の調整に使用する，１供給地点につき，１臨時接続送電サービスを適用したときの臨時接続送電サービス契約電力および臨時接続送電サービスの種別

g　予備送電サービスを希望される場合は，分割接続供給に係る料金その他の調整に使用する，１供給地点につき，１予備送電サービスを適用したときの予備送電サービス契約電力および予備送電サービスの種別

なお，負荷設備，契約電力，契約電流および契約容量については，１年間を通じての最大の負荷を基準として，契約者から申し出ていただきます。この場合，１年間を通じての最大の負荷を確認するため，必要に応じて接続供給の開始希望日以降１年間の接続供給電力の計画値を当社所定の様式により申し出ていただきます。

ロ　振替供給の場合

(ｲ) 連絡体制

(ﾛ) 当社が小売電気事業，一般送配電事業，特定送配電事業または自己等への電気の供給の用に供する電気を振替供給する場合には，当該振替供給に係る当社以外の一般送配電事業者または配電事業者との接続供給契約等の内容または申込み内容

ハ　発電量調整供給の場合

(ｲ) 発電場所の受電地点特定番号および発電設備等に係る供給地点の供給地点特定番号

(ﾛ) 契約受電電力および同時最大受電電力

(ﾊ) 予備送電サービスを希望される場合は，予備送電サービス契約電力

(ﾆ) 発電量調整受電計画電力

(ﾎ) 電気の調達先となる契約者，発電契約者または需要抑制契約者の名称および調達量の計画値

(ﾍ) 電気の販売先となる契約者，発電契約者または需要抑制契約者の名称および販売量の計画値

(ﾄ) 連絡体制

ニ　需要抑制量調整供給の場合

(ｲ) 需要抑制契約者の名称

(ﾛ) 需要抑制量調整受電計画電力

(ﾊ) 需要抑制を行なう場合の30分ごとの需要抑制量調整受電計画電力量に対応する需要抑制の予定電力量（１ベースラインに係る需要場所を複数とする場合で，当該ベースラインにもとづく需要抑制量調整受電計画電力量を設定するときは，需要場所ごとの需要抑制量調整供給に

係る需要抑制の予定電力量といたします。）の最小値

(ﾆ) 需要抑制を行なう場合の30分ごとの販売計画の最小値

(ﾎ) 需要者の名称および需要場所（供給地点特定番号を含みます。）

(ﾍ) 需要者と電力需給に関する契約等を締結している契約者の名称

(ﾄ) 需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量および需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量の算定方法となる32（電力および電力量の算定）(14)イまたはロ

(ﾁ) 電気の調達先となる契約者，発電契約者または需要抑制契約者の名称および調達量の計画値

(ﾘ) 電気の販売先となる契約者，発電契約者または需要抑制契約者の名称および販売量の計画値

(ﾇ) 需要抑制量調整供給の開始希望日

(ﾙ) 連絡体制

なお，需要抑制バランシンググループごとの(ﾄ)の算定方法となる32（電力および電力量の算定）(14)イまたはロのいずれかの適用を開始した後１年間は同一の算定方法の適用を継続していただくものといたします。

(5) 当社は，接続供給契約（受電地点〔会社間連系点の場合に限ります。〕に係る事項に限ります。）または振替供給契約の申込みについて，当日等の利用分および翌日等の利用分に限り，(4)に定める様式以外で当社が指定した方法により契約者に申込みをしていただくことがあります。また，当社は，受給契約等にもとづく連系線の利用に係る事項（当社以外の一般送配電事業者の連系線の利用に係る事項を含みます。）について，当社が指定した方法により契約者に提出していただくことがあります。この場

合，当該申込み方法による申込みに係る託送供給の実施または受給契約等にもとづく連系線の利用に係る事項の提出にともなって必要となる事項に関する契約（以下「契約者に係る基本契約」といいます。）を当社とあらかじめ締結していただきます。

なお，契約者に係る基本契約の契約期間は，契約者と当社との協議がととのった日から１年間とし，契約期間満了に先だって契約内容に変更がない場合は，契約期間満了後も１年ごとに同一条件で継続されるものといたします。

また，当社は，契約者に係る基本契約で定める事項について，基本契約書（当社所定の様式によっていただきます。）を作成いたします。

(6) 当社は，受給契約等にもとづく連系線の利用に係る事項（当社以外の一般送配電事業者の連系線の利用に係る事項を含みます。）について，当社が指定した方法により発電契約者に提出していただくことがあります。この場合，受給契約等にもとづく連系線の利用に係る事項の提出にともなって必要となる事項に関する契約（以下「発電契約者に係る基本契約」といいます。）を当社とあらかじめ締結していただきます。

なお，発電契約者に係る基本契約の契約期間は，発電契約者と当社との協議がととのった日から１年間とし，契約期間満了に先だって契約内容に変更がない場合は，契約期間満了後も１年ごとに同一条件で継続されるものといたします。

また，当社は，発電契約者に係る基本契約で定める事項について，基本契約書（当社所定の様式によっていただきます。）を作成いたします。

(7) 当社は，受給契約等にもとづく連系線の利用に係る事項（当社以外の一般送配電事業者の連系線の利用に係る事項を含みます。）について，当社

が指定した方法により需要抑制契約者に提出していただくことがあります。この場合，受給契約等にもとづく連系線の利用に係る事項の提出にともなって必要となる事項に関する契約（以下「需要抑制契約者に係る基本契約」といいます。）を当社とあらかじめ締結していただきます。

なお，需要抑制契約者に係る基本契約の契約期間は，需要抑制契約者と当社との協議がととのった日から１年間とし，契約期間満了に先だって契約内容に変更がない場合は，契約期間満了後も１年ごとに同一条件で継続されるものといたします。

また，当社は，需要抑制契約者に係る基本契約で定める事項について，基本契約書（当社所定の様式によっていただきます。）を作成いたします。

10　契約の成立および契約期間

(1) 接続供給契約は，接続供給契約の申込みを当社が承諾したときに，振替供給契約は，振替供給契約の申込みを当社が承諾したときに，発電量調整供給契約は，発電量調整供給契約の申込みを当社が承諾したときに，系統連系受電契約は，系統連系受電契約の申込みを当社が承諾したときに，需要抑制量調整供給契約は，需要抑制量調整供給契約の申込みを当社が承諾したときに，それぞれ成立いたします。

(2) 契約期間は，次によります。

イ　接続供給の場合

(ｲ) 契約期間は，臨時接続送電サービスを利用される場合を除き，接続供給契約が成立した日から，料金適用開始の日以降１年目の日までといたします。

(ﾛ) 契約期間満了に先だって接続供給契約の消滅または変更がない場合

は，接続供給契約は，契約期間満了後も１年ごとに同一条件で継続されるものといたします。

(ﾊ) 臨時接続送電サービスの契約期間は，接続供給契約が成立した日から，あらかじめ定めた契約使用期間満了の日までといたします。

ﾛ　発電量調整供給の場合

(ｲ) 契約期間は，発電設備等に係る供給地点において臨時接続送電サービスが適用されている場合等特別の事情がある場合を除き，発電量調整供給契約または系統連系受電契約が成立した日から，料金適用開始の日以降１年目の日までといたします。

(ﾛ) 契約期間満了に先だって発電量調整供給契約または系統連系受電契約の消滅または変更がない場合は，発電量調整供給契約または系統連系受電契約は，契約期間満了後も１年ごとに同一条件で継続されるものといたします。

(ﾊ) 契約期間は，発電設備等に係る供給地点において臨時接続送電サービスが適用されている場合等特別の事情がある場合，発電量調整供給契約または系統連系受電契約が成立した日から，発電契約者または発電者と当社との協議により定めた日までといたします。

ﾊ　振替供給または需要抑制量調整供給の場合

契約期間は，振替供給契約または需要抑制量調整供給契約が成立した日から，契約者または需要抑制契約者と当社との協議により定めた日までといたします。ただし，特別の事情がない限り，契約期間は，振替供給または需要抑制量調整供給の開始日から起算して１年未満とならないものといたします。また，需要抑制量調整供給の場合で，契約期間満了に先だって需要抑制量調整供給契約の消滅または変更がない場合は，需

要抑制量調整供給契約は，契約期間満了後も１年ごとに同一条件で継続されるものといたします。

11　託送供給等の開始

(1) 当社は，接続供給契約もしくは振替供給契約，発電量調整供給契約，系統連系受電契約または需要抑制量調整供給契約の申込みを承諾したときには，契約者，発電契約者または需要抑制契約者と協議のうえ接続供給もしくは振替供給，発電量調整供給または需要抑制量調整供給の開始日を定め，接続供給もしくは振替供給，発電量調整供給または需要抑制量調整供給の準備その他必要な手続きを経たのち，すみやかに接続供給もしくは振替供給，発電量調整供給または需要抑制量調整供給を開始いたします。

(2) 当社は，天候，用地交渉，停電交渉等の事情によるやむをえない理由によって，あらかじめ定めた接続供給もしくは振替供給，発電量調整供給または需要抑制量調整供給の開始日に接続供給もしくは振替供給，発電量調整供給または需要抑制量調整供給ができないことが明らかになった場合には，その理由を契約者，発電契約者または需要抑制契約者にお知らせし，あらためて契約者，発電契約者または需要抑制契約者と協議のうえ，接続供給もしくは振替供給，発電量調整供給または需要抑制量調整供給の開始日を定めて接続供給もしくは振替供給，発電量調整供給または需要抑制量調整供給を開始いたします。

12　託送供給等の準備に対する協力

契約者，発電契約者，需要抑制契約者，発電者または需要者は，当該託送供給または電力量調整供給の実施にともない当社が施設し，所有する供給設備の工事および維持のために必要な用地の確保等について，協力していただきます。

13　電気方式，電圧および周波数

(1) 受電電気方式は，受電電圧に応じて，次のとおりといたします。

受電電圧	低　　圧	交流単相２線式，交流単相３線式 または交流３相３線式
	高圧または 特別高圧	交流３相３線式

(2) 供給電気方式は，供給電圧および接続送電サービス，臨時接続送電サービスまたは予備送電サービスに応じて，Ⅲ（サービスおよび料金）の各項に定めるところによります。

(3) 受電電圧および供給電圧は，次のとおりといたします。

イ　受電電圧は，会社間連系点を受電地点とする場合を除き，原則として，受電地点（１建物内の２以上の発電場所から共同引込線〔２以上の発電場所または需要場所に対して１引込みにより電気を受電または供給するための引込線をいいます。〕による１引込みで電気を受電する場合の受電地点は，発電場所ごとに異なる地点とみなします。）における契約受電電力に応じて次のとおりといたします。ただし，発電者に特別の事情がある場合または当社の供給設備の都合でやむをえない場合には，当該標準電圧より上位または下位の電圧で受電することがあります。

契約受電電力	50ｷﾛﾜｯﾄ未満	標準電圧100ﾎﾞﾙﾄ または200ﾎﾞﾙﾄ
	50ｷﾛﾜｯﾄ以上 2,000ｷﾛﾜｯﾄ未満	標準電圧6,000ﾎﾞﾙﾄ
	2,000ｷﾛﾜｯﾄ以上 10,000ｷﾛﾜｯﾄ未満	標準電圧20,000ﾎﾞﾙﾄ または30,000ﾎﾞﾙﾄ
	10,000ｷﾛﾜｯﾄ以上 50,000ｷﾛﾜｯﾄ未満	標準電圧70,000ﾎﾞﾙﾄ
	50,000ｷﾛﾜｯﾄ以上	標準電圧140,000ﾎﾞﾙﾄ

ロ　供給電圧は，会社間連系点を供給地点とする場合を除き，接続送電サービス，臨時接続送電サービスまたは予備送電サービスに応じて，Ⅲ（サービスおよび料金）の各項に定めるところによります。ただし，接続送電サービス契約電力が500キロワット未満である場合（契約者が新たに供給地点への接続供給を開始される場合または需要場所における受電設備を変更される場合等に限ります。）は，別表１（契約設備電力の算定）により定めた供給地点（１建物内の２以上の需要場所に共同引込線による１引込みで電気を供給する場合の供給地点は，需要場所ごとに異なる地点とみなします。）における契約設備電力に応じて次のとおりといたします。

なお，需要者に特別の事情がある場合または当社の供給設備の都合でやむをえない場合には，当該標準電圧より上位または下位の電圧で供給することがあります。

契約設備電力	50ｷﾛﾜｯﾄ未満	標準電圧100ﾎﾞﾙﾄ または200ﾎﾞﾙﾄ
	50ｷﾛﾜｯﾄ以上	標準電圧6,000ﾎﾞﾙﾄ

また，１需要場所において，電灯標準接続送電サービス，電灯時間帯別接続送電サービスまたは電灯従量接続送電サービスと動力標準接続送電サービス，動力時間帯別接続送電サービスまたは動力従量接続送電サービスとをあわせて契約する場合，契約設備電力の合計が50キロワット未満となるときの供給電圧は原則として標準電圧100ボルトまたは200ボルトとし，契約設備電力の合計が50キロワット以上となるときの供給電圧は原則として標準電圧6,000ボルトといたします。ただし，契約者が希望され，かつ，電気の使用状態，当社の供給設備の状況等から当社が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは，契約設備電力の合計が50キロワット以上であっても，標準電圧100ボルトまたは200ボルトとすることがあります。この場合，当社は，需要者の土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

(4) 周波数は，標準周波数60ヘルツといたします。ただし，振替供給の場合で，東京電力パワーグリッド株式会社との会社間連系点を供給地点とするときには，周波数変換設備を使用して標準周波数50ヘルツで供給いたします。

14　発電場所および需要場所

(1) 当社は，原則として，１構内をなすものは１構内を１発電場所または１需要場所とし，これによりがたい場合には，イおよびロによります。

なお，１構内をなすものとは，さく，へい等によって区切られ公衆が自由に出入りできない区域であって，原則として区域内の各建物が同一会計主体に属するものをいいます。ただし，複数の発電設備等を隣接した構内に設置する場合は，正当な理由がない限り，１構内をなすものとみなします。

イ　当社は，１建物をなすものは１建物を１発電場所または１需要場所とし，これによりがたい場合には，ロによります。

なお，１建物をなすものとは，独立した１建物をいいます。ただし，複数の建物であっても，それぞれが地上または地下において連結され，かつ，各建物の所有者および使用者が同一のとき等建物としての一体性を有していると認められる場合は，１建物をなすものとみなします。また，看板灯，庭園灯，門灯等建物に付属した屋外電灯は，建物と同一の発電場所または需要場所といたします。

ロ　構内または建物の特殊な場合には，次によります。

(ｲ) 居住用の建物の場合

１建物に会計主体の異なる部分がある場合で，次のいずれにも該当するときは，各部分をそれぞれ１発電場所または１需要場所とすることができます。この場合には，共用する部分を原則として１発電場所または１需要場所といたします。

a　各部分の間が固定的な隔壁または扉で明確に区分されていること。

b　各部分の屋内配線設備が相互に分離して施設されていること。

c　各部分が世帯単位の居住に必要な機能（炊事のための設備等）を有すること。

(ﾛ) 居住用以外の建物の場合

１建物に会計主体の異なる部分がある場合で，各部分の間が固定的な隔壁で明確に区分され，かつ，共用する部分がないときまたは各部分の所有者が異なるときは，各部分をそれぞれ１発電場所または１需要場所とすることができます。この場合には，共用する部分を原則として１発電場所または１需要場所といたします。

(ﾊ) 居住用部分と居住用以外の部分からなる建物の場合

１建物に居住用部分と居住用以外の部分がある場合は，(ﾛ)に準ずるものといたします。ただし，アパートと店舗からなる建物等居住用部分と居住用以外の部分の間が固定的な隔壁で明確に区分されている建物の場合は，居住用部分に限り(ｲ)に準ずるものといたします。

(2) 隣接する複数の構内の場合で，それぞれの構内において営む事業の相互の関連性が高いときは，(1)にかかわらず，その隣接する複数の構内を１発電場所または１需要場所とすることがあります。

(3) 道路その他公共の用に供せられる土地（(1)に定める１構内をなすものまたは(2)に該当するものを除きます。）において，街路灯等が設置されている場合は，その設置されている場所を１発電場所または１需要場所といたします。

(4) (1)に定める１構内，(1)イに定める１建物，(2)に定める隣接する複数の構内または(3)に定める設置されている場所（以下「原需要場所等」といいます。）において，災害による被害を防ぐための措置，温室効果ガス等の排出の抑制等のための措置，または電気工作物の設置および運用の合理化のための措置その他の電気の使用者の利益に資する措置にともない必要な設備を新たに使用する際に，当該設備が施設された区域または部分

（以下「特例区域等」といいます。）の契約者または発電契約者からの申出がある場合で，次のいずれにも該当するときは，(1)，(2)または(3)にかかわらず，特例区域等を１発電場所または１需要場所といたします。

イ　次の事項について，原需要場所等から特例区域等を除いた区域または部分（以下「非特例区域等」といいます。）の発電者または需要者の承諾をえていること。

(ｲ)　非特例区域等について，(1)，(2)または(3)に準じて発電場所または需要場所を定めること。

(ﾛ)　当社が特例区域等における業務を実施するため，46（発電場所および需要場所への立入りによる業務の実施）に準じて，非特例区域等の発電者または需要者の土地または建物に立ち入らせていただく場合には，正当な理由がない限り，立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただくこと。

ロ　特例区域等と非特例区域等の間が外観上区分されていること。

ハ　特例区域等と非特例区域等の配線設備が相互に分離して施設されていること。

ニ　当社が非特例区域等における業務を実施するため，46（発電場所および需要場所への立入りによる業務の実施）に準じて，特例区域等の発電者または需要者の土地または建物に立ち入らせていただく場合には，正当な理由がない限り，立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただくこと。

ホ　特例区域等を１発電場所または１需要場所とすることが社会的経済的事情に照らし不適当でなく，他の電気の使用者の利益を著しく阻害するおそれがないこと。

15　契約および託送供給等の単位

(1) 当社は，次の場合を除き，１需要場所につき，１接続送電サービスまたは１臨時接続送電サービスを適用し，１電気方式，１引込みおよび１計量をもって接続供給を行ない，１発電場所につき，１系統連系受電サービスを適用（当社が特定契約を締結している場合〔発電契約者が発電者との間で電力受給に関する契約を締結している場合を除きます。〕を除きます。）し，１電気方式，１引込みおよび１計量をもって発電量調整供給を行ないます。

イ　１需要場所につき，(ｲ)および(ﾛ)の２臨時接続送電サービスを契約する場合，または，次の１臨時接続送電サービス（(ｲ)および(ﾛ)の２臨時接続送電サービスをあわせて契約する場合またはチの場合は，２臨時接続送電サービスといたします。）とこれ以外の１接続送電サービス（ロまたはチの場合は，２接続送電サービスといたします。）とをあわせて契約する場合

(ｲ) 電灯臨時定額接続送電サービスおよび電灯臨時接続送電サービスのうちの１臨時接続送電サービス

(ﾛ) 動力臨時定額接続送電サービスおよび動力臨時接続送電サービスのうちの１臨時接続送電サービス

(ﾊ) 高圧臨時接続送電サービス

(ﾆ) 特別高圧臨時接続送電サービス

ロ　電灯または小型機器と動力とをあわせて使用する需要者に供給する場合で，次の２接続送電サービスをあわせて契約する場合

(ｲ) 電灯定額接続送電サービス，電灯標準接続送電サービス，電灯時間帯別接続送電サービスおよび電灯従量接続送電サービスのうちの１接

続送電サービス

(ﾛ) 動力標準接続送電サービス，動力時間帯別接続送電サービスおよび動力従量接続送電サービスのうちの１接続送電サービス

ハ　共同引込線による引込みで託送供給または発電量調整供給を行なう場合

ニ　22（予備送電サービス）をあわせて契約する場合

ホ　60（受電地点，供給地点および施設）(5)の場合

ヘ　73（一般供給設備の工事費負担金）(2)イ(ｲ) c の方式による供給の場合

ト　災害による被害を防ぐための措置，温室効果ガス等の排出の抑制等のための措置，または電気工作物の設置および運用の合理化のための措置その他の電気の使用者の利益に資する措置にともない，契約者または発電契約者からの申出がある場合で，当社が技術上，保安上適当と認めたとき。

チ　(2)イまたはロにより当社が分割接続供給を行なう場合

リ　その他技術上，経済上やむをえない場合等特別の事情がある場合

(2) 接続供給の場合，当社は，契約者のあらかじめ定めた発電契約者または電力広域的運営推進機関が定めた発電契約者および需要場所につき１接続供給契約を結び，１需要バランシンググループを設定していただきます。この場合，それぞれの需要場所は原則として１接続供給契約に属することとし，また，当社は，原則として，１契約者に対して１接続供給契約を結びます。

なお，電気鉄道の場合で，負荷が移動するために同一送電系統に属する２以上の供給地点において常時電気の供給を受ける契約者が希望されると

きは，その料金その他の供給条件について複数供給地点を１供給地点とみなすことがあります。

また，当社は，分割接続供給の場合，１需要場所につき，２契約者にそれぞれ１接続供給契約を適用し，原則として２接続送電サービスまたは２臨時接続送電サービスを適用のうえ，１電気方式，１引込みおよび１計量をもって次のいずれかの形態で分割接続供給を行ないます。

イ　当社が，１需要場所において，あらかじめ定めた量の電気の供給を行なう契約者（以下「非需要追随供給者」といいます。）およびそれ以外の電気の供給を行なう契約者（以下「需要追随供給者」といいます。）に分割接続供給を行なう形態

なお，非需要追随供給者への分割接続供給は，次のいずれかの方法で行ないます。

(ｲ) 当社が，通告電力量に応じて分割接続供給を行なう方法

(ﾛ) 当社が，すべての時間帯において，一定の電力量（原則として，20〔接続送電サービス〕(2)イ(ﾍ) a，ロまたは21〔臨時接続送電サービス〕(2)ロの非需要追随供給者に係る接続送電サービス契約電力または臨時接続送電サービス契約電力の値を２で除した値をいいます。以下「ベース電力量」といいます。）で分割接続供給を行なう方法

ロ　当社が，１需要場所において，供給時間帯ごとに，それぞれの契約者に分割接続供給を行なう形態

(3) 振替供給の場合，当社は，原則として，あらかじめ定めた発電契約者または電力広域的運営推進機関が定めた発電契約者（発電契約者が複数ある場合は，同一の一般送配電事業者または同一の配電事業者と発電量調整供給契約を締結するものといたします。）および１供給地点（当社以外の一

般送配電事業者または配電事業者との接続供給契約ごとに１供給地点とみなします。）につき１振替供給契約を結びます。

(4) 発電量調整供給の場合，当社は，原則として，あらかじめ定めた発電場所（発電場所が複数ある場合は，同一の一般送配電事業者の供給設備に接続するものといたします。）および発電バランシンググループについて，１発電量調整供給契約を結びます。また，当社は，当社が特定契約を締結している場合（発電契約者が発電者との間で電力受給に関する契約を締結している場合を除きます。）を除き，原則として，あらかじめ定めた発電場所について，１系統連系受電契約を結びます。

なお，低圧の受電地点に係る発電場所および当社または当社の供給区域で事業を営む配電事業者が指定する系統運用上必要な調整機能を有する発電設備等であって別途当社または当社の供給区域で事業を営む配電事業者と調整に関する契約を締結する設備（極短周期成分に対応する周波数制御用の調整機能のみを提供する場合を除きます。以下「調整電源」といいます。）に該当する発電場所は，原則として１発電バランシンググループに属するものといたします。この場合，調整電源に該当する発電場所は，原則として発電場所ごとに発電バランシンググループを設定していただきます。

また，再生可能エネルギー発電設備（再生可能エネルギー特別措置法第２条第２項に定める再生可能エネルギー発電設備をいいます。ただし，特定契約により再生可能エネルギー電気を供給する事業に係る発電設備等に限ります。）の受電地点に係る発電場所が発電バランシンググループに含まれる場合は，次のとおりといたします。

イ　附則５（発電量調整供給契約についての特別措置〔再生可能エネルギ

一発電設備〕）(5)または(6)に該当する場合で，インバランスリスク単価（再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則〔以下「再生可能エネルギー特別措置法施行規則」といいます。〕に定めるインバランスリスクに係る単価をいいます。）が異なる再生可能エネルギー発電設備をあわせて使用されるときは，同一の特定契約に係って受電する電気のみに係る発電バランシンググループ（以下「特例発電バランシンググループ」といいます。）に含まれる再生可能エネルギー発電設備に適用されるインバランスリスク単価が同一となるように特例発電バランシンググループを設定していただきます。

ロ　附則５（発電量調整供給契約についての特別措置〔再生可能エネルギー発電設備〕）(5)の適用を受ける再生可能エネルギー発電設備の受電地点に係る発電場所は，原則として発電量調整受電計画差対応補給電力料金単価等が異なる複数のバランシンググループに属することはできないものといたします。

ハ　当社または特定送配電事業者の再生可能エネルギー電気卸供給約款にもとづき指定した再生可能エネルギー発電設備から電気を調達する場合，当社または特定送配電事業者の再生可能エネルギー電気卸供給約款にもとづき指定した再生可能エネルギー発電設備とそれ以外の再生可能エネルギー発電設備とが共に含まれないように発電バランシンググループを設定していただきます。この場合，再生可能エネルギー電気卸供給約款に係る発電場所は，１発電量調整供給契約に属するものといたします。

(5) 需要抑制量調整供給の場合，当社は，原則として，あらかじめ定めた需要場所（ただし，需要場所が複数ある場合は，同一の一般送配電事業者の

供給設備に接続するものといたします。また，分割接続供給の場合は，当該需要場所に係る接続供給契約といたします。）および需要抑制バランシンググループについて，１需要抑制量調整供給契約を結びます。

なお，低圧で電気の供給を受ける需要場所および当社または当社の供給区域で事業を営む配電事業者が指定する系統安定上必要な調整機能を有する負荷設備であって別途当社または当社の供給区域で事業を営む配電事業者と調整に関する契約を締結する設備（極短周期成分に対応する周波数制御用の調整機能のみを提供する場合を除きます。以下「調整負荷」といいます。）に該当する需要場所は，１需要抑制バランシンググループに属するものといたします。

また，需要抑制契約者が１需要抑制バランシンググループに係る需要場所を複数とすることを希望される場合は，需要者と電力需給に関する契約等を締結している契約者が同一で，かつ，需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量および需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量の算定方法となる32（電力および電力量の算定）⑭イまたはロが同一となるように需要抑制バランシンググループを設定していただきます。この場合，当該需要場所は複数の需要抑制バランシンググループに属することはできないものといたします。

16　承諾の限界

当社は，法令，電気の需給状況，供給設備の状況ならびに料金，この約款によって支払いを要することとなった料金以外の債務（延滞利息，保証金，契約超過金，違約金，工事費負担金その他この約款から生ずる金銭債務〔以下「料金以外の債務」といいます。〕といたします。）および当社と締結する他の契約にもとづく料金等の金銭債務の支払状況（既に消滅しているもの

を含む他の接続供給契約，発電量調整供給契約，系統連系受電契約または需要抑制量調整供給契約の料金を支払期日を経過してなお支払われない場合および既に消滅しているものを含む当社と締結する他の契約にもとづく料金等の金銭債務を支払われない場合を含みます。）その他によってやむをえない場合には，接続供給契約，振替供給契約，発電量調整供給契約，系統連系受電契約または需要抑制量調整供給契約の申込みの全部または一部をお断りすることがあります。この場合は，その理由を契約者，発電契約者，発電者または需要抑制契約者にお知らせいたします。

17　契約書の作成

当社は，原則として接続供給，振替供給，発電量調整供給または需要抑制量調整供給の開始前に，契約者，発電契約者または需要抑制契約者との間で，接続供給，振替供給，発電量調整供給または需要抑制量調整供給に関する必要な事項について，接続供給契約書（当社所定の様式によっていただきます。），振替供給契約書（当社所定の様式によっていただきます。），発電量調整供給契約書（当社所定の様式によっていただきます。）または需要抑制量調整供給契約書（当社所定の様式によっていただきます。）を作成いたします。

Ⅲ　サービスおよび料金

18　サ ー ビ ス

(1) 契約者が当社から接続供給を受ける場合は，20（接続送電サービス）または21（臨時接続送電サービス）にあわせて，25（接続対象計画差対応電力）および27（給電指令時補給電力）を契約していただきます。

(2) 発電契約者が当社から発電量調整供給を受ける場合は，24（発電量調整受電計画差対応電力）および27（給電指令時補給電力）を契約していただきます。

(3) 需要抑制契約者が当社から需要抑制量調整供給を受ける場合は，26（需要抑制量調整受電計画差対応電力）を契約していただきます。

(4) 契約者または発電契約者は，希望により，(1)または(2)にあわせて，22（予備送電サービス）を契約することができます。

19　料　　金

料金は，次のとおりといたします。

(1) 契約者に係る料金

イ　契約者に係る料金は，ロによって算定された日程等別料金，25（接続対象計画差対応電力）によって算定された接続対象計画差対応補給電力料金および接続対象計画差対応余剰電力料金ならびに27（給電指令時補給電力）(1)によって算定された給電指令時補給電力料金といたします。

ロ　日程等別料金は，20（接続送電サービス）(3)によって算定された接続送電サービス料金，21（臨時接続送電サービス）(3)によって算定さ

れた臨時接続送電サービス料金および22（予備送電サービス）(3)によって算定された予備送電サービス料金（以下「送電サービス料金」といいます。ただし，分割接続供給の場合は，34（料金の算定）(11)，(12)または(13)にもとづき料金の調整を行ないます。）のうち，(イ)，(ロ)，(ハ)，(ニ)，(ホ)または(ヘ)に定める日が同一となるもの（この場合，当該同一となる日を以下「供給側料金算定日」といいます。）を合計して算定いたします。

(イ) 検 針 日

(ロ) 電灯定額接続送電サービス，電灯臨時定額接続送電サービスおよび動力臨時定額接続送電サービス（以下「定額接続送電サービス」といいます。）の場合または32（電力および電力量の算定）(27)の場合，その供給地点の属する検針区域の検針日

(ハ) 電灯臨時定額接続送電サービスまたは動力臨時定額接続送電サービスで応当日（その供給地点を新たに設定した日に対応する日をいいます。）にもとづき料金算定期間を定める場合，応当日

(ニ) 契約者が供給地点を消滅させる場合，消滅日（特別の事情があり，その供給地点の消滅日以降に計量値の確認を行なった場合は，その日といたします。）

(ホ) 32（電力および電力量の算定）(30)ハの場合，電力量または最大需要電力等が協議によって定められた日

(ヘ) 当社が分割接続供給を行なう供給地点において，いずれかの契約者に係る接続供給契約が消滅した場合，消滅日（特別の事情があり，その接続供給契約の消滅日以降に計量値の確認を行なった場合は，その日といたします。）

(2) 発電契約者に係る料金

発電契約者に係る料金は，24（発電量調整受電計画差対応電力）によって算定された発電量調整受電計画差対応補給電力料金および発電量調整受電計画差対応余剰電力料金ならびに27（給電指令時補給電力）(2)によって算定された給電指令時補給電力料金といたします。

(3) 発電者に係る料金

イ　発電者に係る料金は，ロによって算定された系統連系受電サービス料金といたします。

ロ　系統連系受電サービス料金は，23（系統連系受電サービス）(3)によって，(ｲ)，(ﾛ)または(ﾊ)に定める日（以下「受電側料金算定日」といいます。）に算定いたします。

(ｲ) 検 針 日

(ﾛ) 発電契約者が受電地点を消滅させる場合，消滅日（特別の事情があり，その受電地点の消滅日以降に計量値の確認を行なった場合は，その日といたします。）

(ﾊ) 32（電力および電力量の算定）(30)ハの場合，電力量または最大連系電力等が協議によって定められた日

ただし，その１月の発電設備等に係る供給地点における供給側料金算定日が受電側料金算定日の翌日以降となる場合は供給側料金算定日を受電側料金算定日といたします。

(4) 需要抑制契約者に係る料金

需要抑制契約者に係る料金は，26（需要抑制量調整受電計画差対応電力）によって算定された需要抑制量調整受電計画差対応補給電力料金および需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力料金といたします。

20　接続送電サービス

(1) 適用範囲

小売電気事業，特定送配電事業または自己等への電気の供給の用に供するための電気に適用いたします。

(2) 接続送電サービス契約電力等

電灯定額接続送電サービスの適用を受ける場合を除き，接続送電サービス契約電力，接続送電サービス契約電流または接続送電サービス契約容量は，供給地点ごとに，次によって定めます。

なお，分割接続供給の場合は，それぞれの契約者に係る接続送電サービス契約電力とあわせて，34（料金の算定）(11)にもとづき料金の調整を行なうために，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用したときの接続送電サービス契約電力を定めます。

イ　低圧で供給する場合，または高圧で供給する場合で接続送電サービス契約電力（分割接続供給の場合は，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用したときの接続送電サービス契約電力といたします。）が500キロワット未満のとき。

(ｲ) 各月の接続送電サービス契約電力は，次の場合を除き，その１月の最大需要電力等と前11月の最大需要電力等のうち，いずれか大きい値といたします。

ａ　新たに接続送電サービスを利用する場合は，料金適用開始の日以降12月の期間の各月の接続送電サービス契約電力は，その１月の最大需要電力等と料金適用開始の日から前月までの最大需要電力等のうち，いずれか大きい値といたします。

ｂ　需要場所において使用される受電設備を増加される場合等で，増

加された日を含む１月の増加された日以降の期間の最大需要電力等の値がその１月の増加された日の前日までの期間の最大需要電力等と前11月の最大需要電力等のうちいずれか大きい値を上回るときは，その１月の増加された日の前日までの期間の接続送電サービス契約電力は，その期間の最大需要電力等と前11月の最大需要電力等のうちいずれか大きい値とし，その１月の増加された日以降の期間の接続送電サービス契約電力は，その期間の最大需要電力等の値といたします。

c　需要場所において使用される受電設備を減少される場合等で，１年を通じての最大需要電力等が減少することが明らかなときは，減少された日を含む１月の減少された日の前日までの期間の接続送電サービス契約電力は，その期間の最大需要電力等と前11月の最大需要電力等のうちいずれか大きい値とし，減少された日以降12月の期間の各月の接続送電サービス契約電力（減少された日を含む１月の減少された日以降の期間については，その期間の接続送電サービス契約電力といたします。）は，需要場所において使用される負荷設備および受電設備の内容，同一業種の負荷率，操業度等を基準として，契約者と当社との協議によって定めた値といたします。ただし，減少された日以降その12月の期間で，その１月の最大需要電力等と減少された日から前月までの最大需要電力等のうちいずれか大きい値が契約者と当社との協議によって定めた値を上回る場合（減少された日を含む１月の減少された日以降の期間については，その期間の最大需要電力等の値が契約者と当社との協議によって定めた値を上回る場合といたします。）は，接続送電サービス契約電力

は，その上回る最大需要電力等の値といたします。

(ﾛ) 低圧で供給する場合で，契約者が電灯または小型機器を使用する需要者に供給し，かつ，契約者が希望されるときは，(ｲ)にかかわらず，次により，接続送電サービス契約電流または接続送電サービス契約容量（６キロボルトアンペア以上となるときに限ります。）を定め，接続送電サービス契約電力に代えて適用いたします。

a　接続送電サービス契約電流

(a) 接続送電サービス契約電流は，５アンペア，10アンペア，15アンペア，20アンペア，30アンペア，40アンペア，50アンペアまたは60アンペアのいずれかとし，契約者の申出によって定めます。

(b) 当社は，接続送電サービス契約電流に応じて電流制限器その他の適当な装置（以下「電流制限器等」といいます。）を取り付けます。ただし，契約者または需要者において使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が接続送電サービス契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には，当社は，電流制限器等を取り付けないことがあります。

b　接続送電サービス契約容量

接続送電サービス契約容量は，契約主開閉器の定格電流にもとづき，別表３（契約電力および契約容量の算定方法）により算定された値といたします。この場合，契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。

なお，当社は，契約主開閉器が制限できる電流を，必要に応じて確認いたします。

(ﾊ) 低圧で供給する場合で，契約者が動力を使用する需要者に供給し，

契約者が希望されるときの接続送電サービス契約電力は，(ｲ)にかかわらず，契約主開閉器の定格電流にもとづき，別表３（契約電力および契約容量の算定方法）により算定された値といたします。この場合，契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。

なお，当社は，契約主開閉器が制限できる電流を，必要に応じて確認いたします。

(ﾆ) (ｲ)の適用後１年に満たない場合は，(ﾛ)または(ﾊ)を適用いたしません。また，(ﾛ)または(ﾊ)の適用後１年に満たない場合は，(ｲ)を適用いたしません。

(ﾎ) 需要場所における主開閉器（低圧で供給する場合に限ります。），負荷設備または受電設備を変更される場合は，54（契約の変更）に準じて，あらかじめ申し出ていただきます。

(ﾍ) 分割接続供給の場合におけるそれぞれの契約者に係る接続送電サービス契約電力は，次のとおりといたします。

a　15（契約および託送供給等の単位）(2)イにより当社が分割接続供給を行なう場合

非需要追随供給者に係る接続送電サービス契約電力は，双方の契約者と当社との協議によって定め，需要追随供給者に係る接続送電サービス契約電力は，32（電力および電力量の算定）(19)ロ(ｲ)または(ﾛ)で定める最大需要電力等を用いて，イ(ｲ)に準じて定めます。

b　15（契約および託送供給等の単位）(2)ロにより当社が分割接続供給を行なう場合

それぞれの契約者に係る接続送電サービス契約電力は，32（電力および電力量の算定）(19)ロ(ﾊ)で定める最大需要電力等を用いて，

イ(ｲ)に準じて定めます。

ロ　高圧で供給する場合で接続送電サービス契約電力（分割接続供給の場合は，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用したときの接続送電サービス契約電力といたします。）が500キロワット以上のとき，または特別高圧で供給する場合

接続送電サービス契約電力は，１年間を通じての最大の負荷，需要場所において使用される負荷設備および受電設備の内容，同一業種の負荷率，操業度等を基準として，契約者と当社との協議によって定めます。

なお，新たに接続送電サービスを利用する場合等で，適当と認められるときは，接続供給開始の日から１年間については，接続送電サービス契約電力がてい増する場合に限り，段階的に定めることがあります。

また，分割接続供給の場合におけるそれぞれの契約者に係る接続送電サービス契約電力は，それぞれの契約者と当社との協議によって定めます。

ハ　イ(ｲ)によって接続送電サービス契約電力を定めている供給地点における最大需要電力等が500キロワット以上となる場合は，当該供給地点の接続送電サービス契約電力をロによってすみやかに定めることとし，それまでの間の当該供給地点の接続送電サービス契約電力は，イ(ｲ)によって定めます。

ニ　高圧または特別高圧で供給する場合で，需要者の発電設備の検査，補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気の供給を行なうときの接続送電サービス契約電力は，イ，ロまたはハにかかわらず，原則として需要者の発電設備の容量を基準として契約者と当社との協議によって定めた値に当該不足電

力分以外の供給分につきイ，ロまたはハに準じて定めた値を加えたものといたします。

なお，当該不足電力分以外の供給分についてイ(ｲ)に準ずる場合で，需要場所において使用される負荷設備または受電設備を変更されるときは，54（契約の変更）に準じて，あらかじめ申し出ていただきます。

また，分割接続供給の場合で，需要者の発電設備の検査，補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気の供給を行なうときは，原則として，次のとおりといたします。

(ｲ) 15（契約および託送供給等の単位）(2)イにより当社が分割接続供給を行なう場合

当該不足電力の補給にあてるための電気の供給は，需要追随供給者へ行なうものといたします。この場合，需要追随供給者に係る接続送電サービス契約電力は，イ，ロまたはハにかかわらず，需要者の発電設備の容量を基準として需要追随供給者と当社との協議によって定めた値に当該不足電力分以外の供給分につきイ，ロまたはハに準じて定めた値を加えたものといたします。

(ﾛ) 15（契約および託送供給等の単位）(2)ロにより当社が分割接続供給を行なう場合

当該不足電力の補給にあてるための電気の供給は，双方の契約者へ行なうものといたします。この場合，双方の契約者に係る接続送電サービス契約電力は，イ，ロまたはハにかかわらず，需要者の発電設備の容量を基準としてそれぞれの契約者と当社との協議によって定めた値（双方の契約者に係る接続送電サービスにおいて，同じ値といたし

ます。）に当該不足電力分以外の供給分につきイ，ロまたはハに準じて定めた値を加えたものといたします。

ホ　接続送電サービスの利用に先だって需要者が同一の需要場所で他の接続供給契約または接続供給契約以外の契約（以下「他契約」といいます。）により電気の供給を受けていた場合は，接続送電サービス契約電力の決定上，当該他契約による電気の供給は接続送電サービスを利用していたものとみなします。

(3) 接続送電サービス料金

接続送電サービス料金は，供給地点ごとに，供給電圧および接続送電サービスの種別に応じて，次の各項により算定いたします。ただし，１供給地点につき２以上の接続送電サービスをあわせて契約する場合または１接続送電サービスにつき２以上の供給地点となる場合の接続送電サービス料金は，接続送電サービスごとに算定いたします。

なお，分割接続供給の場合は，それぞれの契約者に係る接続送電サービス料金とあわせて，34（料金の算定）(11)にもとづき料金の調整を行なうために，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用したときの接続送電サービス料金を算定いたします。

イ　低圧で供給する場合

(ｲ) 電灯定額接続送電サービス

a　適用範囲

契約者が電灯または小型機器を使用する需要者に供給する場合で，その総容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，各契約負荷設備ごとに別表４〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）が400ボルトアンペア

以下であるときに適用いたします。

b　供給電気方式および供給電圧

供給電気方式および供給電圧は，交流単相２線式標準電圧100ボルトまたは200ボルトといたします。ただし，特別の事情がある場合には，交流単相３線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとすることがあります。

c　契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

d　接続送電サービス料金

接続送電サービス料金は，電灯料金および小型機器料金の合計といたします。

(a) 電灯料金

ⅰ　電灯料金は，各契約負荷設備ごとに１月につき次のとおりといたします。

10ワットまでの１灯につき	37円91銭
10ワットをこえ20ワットまでの１灯につき	75円80銭
20ワットをこえ40ワットまでの１灯につき	151円61銭
40ワットをこえ60ワットまでの１灯につき	227円41銭
60ワットをこえ100ワットまでの１灯につき	379円03銭
100ワットをこえる１灯につき100ワットまでごとに	379円03銭

ⅱ　ネオン管灯，けい光灯，水銀灯等は，管灯および付属装置を一括して容量（入力といたします。なお，出力で表示されてい

る場合等は，別表４〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）を算定し，その容量につき１ボルトアンペアを１ワットとみなして電灯料金を適用いたします。

ⅲ　多灯式けい光灯等は，その合計によって容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，別表４〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）を算定し，その容量につき１ボルトアンペアを１ワットとみなして電灯料金を適用いたします。

(b) 小型機器料金

小型機器料金は，各契約負荷設備ごとにその容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，別表４〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）に応じ１月につき次のとおりといたします。

50ボルトアンペアまでの１機器につき	113円06銭
50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの１機器につき	226円13銭
100ボルトアンペアをこえる１機器につき100ボルトアンペアまでごとに	226円13銭

e　そ の 他

(a) 当社は，必要に応じて電流制限器を取り付けます。

(b) 特別の事情がある場合は，契約者と当社との協議によって，

(ﾛ) a (c)，(ﾊ) a または(ﾆ) a にかかわらず，電灯標準接続送電サービス，電灯時間帯別接続送電サービスまたは電灯従量接続送電サービス（自己等への電気の供給の用に供するための接続供給契約の場合に限ります。）を適用することがあります。

(ﾛ) 電灯標準接続送電サービス

a　適用範囲

契約者が電灯または小型機器を使用する需要者に供給する場合で，次のいずれにも該当するときに適用いたします。

(a) (2)イ(ｲ)により接続送電サービス契約電力を定める場合は接続送電サービス契約電力が原則として50キロワット未満であり，(2)イ(ﾛ) b により接続送電サービス契約容量を定める場合は接続送電サービス契約容量が原則として50キロボルトアンペア未満であること。

(b) １需要場所において，動力標準接続送電サービス，動力時間帯別接続送電サービスまたは動力従量接続送電サービスとあわせて契約する場合は，接続送電サービス契約電力の合計または接続送電サービス契約電力と接続送電サービス契約電流もしくは接続送電サービス契約容量との合計（この場合，10アンペアおよび１キロボルトアンペアを１キロワットとみなします。）が原則として50キロワット未満であること。

(c) 電灯定額接続送電サービスを適用できないこと。

ただし，契約者が希望され，かつ，電気の使用状態，当社の供給設備の状況等から当社が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めた場合は，(a)および(c)に該当し，かつ，(b)の接続送

電サービス契約電力の合計または接続送電サービス契約電力と接続送電サービス契約電流もしくは接続送電サービス契約容量との合計（この場合，10アンペアおよび１キロボルトアンペアを１キロワットとみなします。）が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合，当社は，需要者の土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

b　供給電気方式および供給電圧

供給電気方式および供給電圧は，交流単相２線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相３線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトといたします。ただし，技術上やむをえない場合には，交流３相３線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

c　接続送電サービス料金

接続送電サービス料金は，基本料金および電力量料金の合計といたします。

(a) 基本料金

基本料金は，１月につき次のとおりといたします。ただし，まったく接続送電サービスを利用しない場合の基本料金は，半額といたします。

ｉ　(2)イ(ｲ)により接続送電サービス契約電力を定める場合

接続送電サービス契約電力１キロワットにつき	214円50銭

ただし，接続送電サービス契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は，接続送電サービス契約電力が１キロワットの場

合の基本料金の半額といたします。

ii　(2)イ(ﾛ)により接続送電サービス契約電流または接続送電サービス契約容量を定める場合

接続送電サービス契約容量１キロボルトアンペアにつき	137円50銭

ただし，(2)イ(ﾛ) a により接続送電サービス契約電流を定める場合は，基本料金の算定上，10アンペアを１キロボルトアンペアとみなします。また，接続送電サービス契約電流が５アンペアまたは15アンペアの場合の基本料金は，次のとおりといたします。

接続送電サービス契約電流５アンペア	68円75銭
接続送電サービス契約電流15アンペア	206円25銭

(b) 電力量料金

電力量料金は，その１月の接続供給電力量によって算定いたします。

１キロワット時につき	7円91銭

(ﾊ) 電灯時間帯別接続送電サービス

a　適用範囲

(ﾛ) a の適用範囲に該当し，契約者が希望される場合に適用いた

します。

b　供給電気方式および供給電圧

供給電気方式および供給電圧は，交流単相２線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相３線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトといたします。ただし，技術上やむをえない場合には，交流３相３線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

c　接続送電サービス料金

接続送電サービス料金は，基本料金および電力量料金の合計といたします。

(a) 基本料金

基本料金は，１月につき次のとおりといたします。ただし，まったく接続送電サービスを利用しない場合の基本料金は，半額といたします。

ⅰ　(2)イ(ｲ)により接続送電サービス契約電力を定める場合

接続送電サービス契約電力１キロワットにつき	214円50銭

ただし，接続送電サービス契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は，接続送電サービス契約電力が１キロワットの場合の基本料金の半額といたします。

ⅱ　(2)イ(ﾛ)により接続送電サービス契約電流または接続送電サービス契約容量を定める場合

接続送電サービス契約容量１キロボルトアンペアにつき	137円50銭

ただし，(2)イ(ﾛ) a により接続送電サービス契約電流を定める場合は，基本料金の算定上，10アンペアを１キロボルトアンペアとみなします。また，接続送電サービス契約電流が５アンペアまたは15アンペアの場合の基本料金は，次のとおりといたします。

接続送電サービス契約電流５アンペア	68円75銭
接続送電サービス契約電流15アンペア	206円25銭

(b) 電力量料金

電力量料金は，その１月の時間帯別の接続供給電力量によって算定いたします。

ⅰ　昼間時間

１キロワット時につき	8円43銭

ⅱ　夜間時間

１キロワット時につき	7円29銭

(ﾆ) 電灯従量接続送電サービス

a　適用範囲

(ﾛ) a の適用範囲に該当し，自己等への電気の供給の用に供するための接続供給契約の場合で，契約者が希望されるときに適用いた

します。

b　供給電気方式および供給電圧

供給電気方式および供給電圧は，交流単相２線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相３線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトといたします。ただし，技術上やむをえない場合には，交流３相３線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

c　接続送電サービス料金

接続送電サービス料金は，その１月の接続供給電力量によって算定いたします。

１キロワット時につき	11円43銭

(ホ) 動力標準接続送電サービス

a　適用範囲

契約者が動力を使用する需要者に供給する場合で，次のいずれにも該当するときに適用いたします。

(a) 接続送電サービス契約電力が原則として50キロワット未満であること。

(b) １需要場所において，電灯標準接続送電サービス，電灯時間帯別接続送電サービスまたは電灯従量接続送電サービスとあわせて契約する場合は，接続送電サービス契約電力の合計または接続送電サービス契約電力と接続送電サービス契約電流もしくは接続送電サービス契約容量との合計（この場合，10アンペアおよび１キロボルトアンペアを１キロワットとみなします。）が原則として

50キロワット未満であること。

ただし，契約者が希望され，かつ，電気の使用状態，当社の供給設備の状況等から当社が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めた場合は，(a)に該当し，かつ，(b)の接続送電サービス契約電力の合計または接続送電サービス契約電力と接続送電サービス契約電流もしくは接続送電サービス契約容量との合計（この場合，10アンペアおよび１キロボルトアンペアを１キロワットとみなします。）が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合，当社は，需要者の土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

b　供給電気方式および供給電圧

供給電気方式および供給電圧は，交流３相３線式標準電圧200ボルトといたします。ただし，技術上やむをえない場合には，交流単相２線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相３線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとすることがあります。

c　接続送電サービス料金

接続送電サービス料金は，基本料金および電力量料金の合計といたします。

(a) 基本料金

基本料金は，１月につき次のとおりといたします。ただし，まったく接続送電サービスを利用しない場合の基本料金は，半額といたします。

ⅰ　(2)イ(ｲ)により接続送電サービス契約電力を定める場合

接続送電サービス契約電力１キロワットにつき	550円00銭

ただし，接続送電サービス契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は，接続送電サービス契約電力が１キロワットの場合の基本料金の半額といたします。

ii　(2)イ(ハ)により接続送電サービス契約電力を定める場合

接続送電サービス契約電力１キロワットにつき	412円50銭

ただし，接続送電サービス契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は，接続送電サービス契約電力が１キロワットの場合の基本料金の半額といたします。

(b) 電力量料金

電力量料金は，その１月の接続供給電力量によって算定いたします。

１キロワット時につき	6円07銭

(c) そ の 他

接続供給電力量が僅少であるため計量できないことが見込まれる場合等特別の事情がある場合で，当社が適当と認めるときには，基本料金のみといたします。

d　そ の 他

変圧器，発電設備等その他を介して，電灯または小型機器を使用

することはできません。

(ﾍ) 動力時間帯別接続送電サービス

a　適用範囲

(ﾎ) a の適用範囲に該当し，契約者が希望される場合に適用いたします。

b　供給電気方式および供給電圧

供給電気方式および供給電圧は，交流３相３線式標準電圧200ボルトといたします。ただし，技術上やむをえない場合には，交流単相２線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相３線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとすることがあります。

c　接続送電サービス料金

接続送電サービス料金は，基本料金および電力量料金の合計といたします。

(a) 基本料金

基本料金は，１月につき次のとおりといたします。ただし，まったく接続送電サービスを利用しない場合の基本料金は，半額といたします。

ⅰ　(2)イ(ｲ)により接続送電サービス契約電力を定める場合

接続送電サービス契約電力１キロワットにつき	550円00銭

ただし，接続送電サービス契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は，接続送電サービス契約電力が１キロワットの場合の基本料金の半額といたします。

ii　(2)イ(ハ)により接続送電サービス契約電力を定める場合

接続送電サービス契約電力１キロワットにつき	412円50銭

ただし，接続送電サービス契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は，接続送電サービス契約電力が１キロワットの場合の基本料金の半額といたします。

(b) 電力量料金

電力量料金は，その１月の時間帯別の接続供給電力量によって算定いたします。

i　昼間時間

１キロワット時につき	6円49銭

ii　夜間時間

１キロワット時につき	5円64銭

(c) そ の 他

接続供給電力量が僅少であるため計量できないことが見込まれる場合等特別の事情がある場合で，当社が適当と認めるときには，基本料金のみといたします。

d　そ の 他

変圧器，発電設備等その他を介して，電灯または小型機器を使用

することはできません。

(ﾄ) 動力従量接続送電サービス

a　適用範囲

(ﾎ) a の適用範囲に該当し，自己等への電気の供給の用に供するための接続供給契約の場合で，契約者が希望されるときに適用いたします。

b　供給電気方式および供給電圧

供給電気方式および供給電圧は，交流３相３線式標準電圧200ボルトといたします。ただし，技術上やむをえない場合には，交流単相２線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相３線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとすることがあります。

c　接続送電サービス料金

接続送電サービス料金は，その１月の接続供給電力量によって算定いたします。

１キロワット時につき	15円10銭

d　そ の 他

変圧器，発電設備等その他を介して，電灯または小型機器を使用することはできません。

ロ　高圧で供給する場合

(ｲ) 高圧標準接続送電サービス

a　適用範囲

接続送電サービス契約電力（分割接続供給の場合は，１供給地点

につき，１接続送電サービスを適用したときの接続送電サービス契約電力といたします。）が原則として，50キロワット以上であり，かつ，2,000キロワット未満である場合に適用いたします。ただし，特別の事情がある場合で，契約者の希望があるときは，接続送電サービス契約電力が50キロワット未満である場合についても適用いたします。

b　供給電気方式および供給電圧

供給電気方式および供給電圧は，交流３相３線式標準電圧6,000ボルトといたします。

c　接続送電サービス料金

接続送電サービス料金は，基本料金および電力量料金の合計といたします。ただし，基本料金は，ニによって力率割引または割増しをする場合は，力率割引または割増しをしたものといたします。

(a) 基本料金

基本料金は，１月につき次のとおりといたします。ただし，まったく接続送電サービスを利用しない場合（予備送電サービスによって利用した場合を除きます。）の基本料金は，半額といたします。また，当社が分割接続供給を行なう供給地点において，34（料金の算定）(11)にもとづき料金の調整を行なうために算定する，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービスの基本料金は，双方の契約者に係る接続送電サービスをまったく利用しないとき（予備送電サービスによって利用したときを除きます。）に限り，半額といたします。

なお，(2)ニによって接続送電サービス契約電力を定める供給

地点において接続送電サービスを利用した場合で，需要者の発電設備の検査，補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気をまったく使用しないときは，当該不足電力の補給分に相当する基本料金は，半額といたします。ただし，当社が分割接続供給を行なう供給地点において，34（料金の算定）(11)にもとづき料金の調整を行なうために算定する，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービスにおける当該不足電力の補給分に相当する基本料金は，双方の契約者に係る接続送電サービスにおいて，需要者の発電設備の検査，補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気をまったく使用しないときに限り，半額といたします。

また，(2)ニによって接続送電サービス契約電力を定める供給地点において，その１月に前月から継続して需要者の発電設備の検査，補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気を使用した期間がある場合で，その期間が前月の当該電気を使用しなかった期間を上回らないときは，その期間における当該電気の使用は，前月における需要者の発電設備の検査，補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気の使用とみなします。

接続送電サービス契約電力１キロワットにつき	467円50銭

(b) 電力量料金

電力量料金は，その１月の接続供給電力量によって算定いたします。

１キロワット時につき	2円21銭

(ﾛ) 高圧時間帯別接続送電サービス

a　適用範囲

(ｲ) a の適用範囲に該当し，契約者が希望される場合に適用いたします。

b　供給電気方式および供給電圧

供給電気方式および供給電圧は，交流３相３線式標準電圧6,000ボルトといたします。

c　接続送電サービス料金

接続送電サービス料金は，基本料金および電力量料金の合計といたします。ただし，基本料金は，ニによって力率割引または割増しをする場合は，力率割引または割増しをしたものといたします。

(a) 基本料金

基本料金は，１月につき次のとおりといたします。ただし，まったく接続送電サービスを利用しない場合（予備送電サービスによって利用した場合を除きます。）の基本料金は，半額といたします。また，当社が分割接続供給を行なう供給地点において，34（料金の算定）(11)にもとづき料金の調整を行なうために算定する，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用した場合の接

続送電サービスの基本料金は，双方の契約者に係る接続送電サービスをまったく利用しないとき（予備送電サービスによって利用したときを除きます。）に限り，半額といたします。

なお，(2)ニによって接続送電サービス契約電力を定める供給地点において接続送電サービスを利用した場合で，需要者の発電設備の検査，補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気をまったく使用しないときは，当該不足電力の補給分に相当する基本料金は，半額といたします。ただし，当社が分割接続供給を行なう供給地点において，34（料金の算定）(11)にもとづき料金の調整を行なうために算定する，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービスにおける当該不足電力の補給分に相当する基本料金は，双方の契約者に係る接続送電サービスにおいて，需要者の発電設備の検査，補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気をまったく使用しないときに限り，半額といたします。

また，(2)ニによって接続送電サービス契約電力を定める供給地点において，その１月に前月から継続して需要者の発電設備の検査，補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気を使用した期間がある場合で，その期間が前月の当該電気を使用しなかった期間を上回らないときは，その期間における当該電気の使用は，前月における需要者の発電設備の検査，補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気

の使用とみなします。

接続送電サービス契約電力１キロワットにつき	467円50銭

(b) 電力量料金

電力量料金は，その１月の時間帯別の接続供給電力量によって算定いたします。

ⅰ　昼間時間

１キロワット時につき	2円39銭

ⅱ　夜間時間

１キロワット時につき	2円00銭

(ハ) 高圧従量接続送電サービス

a　適用範囲

(イ) a の適用範囲に該当し，自己等への電気の供給の用に供するための接続供給契約の場合で，契約者が希望されるときに適用いたします。

b　供給電気方式および供給電圧

供給電気方式および供給電圧は，交流３相３線式標準電圧6,000ボルトといたします。

c　接続送電サービス料金

接続送電サービス料金は，その１月の接続供給電力量によって算定いたします。

１キロワット時につき	9円88銭

ハ　特別高圧で供給する場合

(ｲ) 特別高圧標準接続送電サービス

a　適用範囲

接続送電サービス契約電力（分割接続供給の場合は，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用したときの接続送電サービス契約電力といたします。）が原則として2,000キロワット以上である場合に適用いたします。

b　供給電気方式および供給電圧

供給電気方式は，交流３相３線式とし，供給電圧は，接続送電サービス契約電力（分割接続供給の場合は，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用したときの接続送電サービス契約電力といたします。）に応じて次のとおりといたします。

接続送電サービス契約電力10,000ｷﾛﾜｯﾄ未満	標準電圧20,000ﾎﾞﾙﾄ または30,000ﾎﾞﾙﾄ
接続送電サービス契約電力10,000ｷﾛﾜｯﾄ以上 50,000ｷﾛﾜｯﾄ未満	標準電圧70,000ﾎﾞﾙﾄ
接続送電サービス契約電力50,000ｷﾛﾜｯﾄ以上	標準電圧140,000ﾎﾞﾙﾄ

c　接続送電サービス料金

接続送電サービス料金は，基本料金および電力量料金の合計といたします。ただし，基本料金は，ニによって力率割引または割増しをする場合は，力率割引または割増しをしたものといたします。

(a) 基本料金

基本料金は，１月につき次のとおりといたします。ただし，まったく接続送電サービスを利用しない場合（予備送電サービスによって利用した場合を除きます。）の基本料金は，半額といたします。また，当社が分割接続供給を行なう供給地点において，34（料金の算定）(11)にもとづき料金の調整を行なうために算定する，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービスの基本料金は，双方の契約者に係る接続送電サービスをまったく利用しないとき（予備送電サービスによって利用したときを除きます。）に限り，半額といたします。

なお，(2)ニによって接続送電サービス契約電力を定める供給地点において接続送電サービスを利用した場合で，需要者の発電設備の検査，補修または事故（停電による停止等を含みます。）

により生じた不足電力の補給にあてるための電気をまったく使用しないときは，当該不足電力の補給分に相当する基本料金は，半額といたします。ただし，当社が分割接続供給を行なう供給地点において，34（料金の算定）(11)にもとづき料金の調整を行なうために算定する，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービスにおける当該不足電力の補給分に相当する基本料金は，双方の契約者に係る接続送電サービスにおいて，需要者の発電設備の検査，補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気をまったく使用しないときに限り，半額といたします。

また，(2)ニによって接続送電サービス契約電力を定める供給地点において，その１月に前月から継続して需要者の発電設備の検査，補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気を使用した期間がある場合で，その期間が前月の当該電気を使用しなかった期間を上回らないときは，その期間における当該電気の使用は，前月における需要者の発電設備の検査，補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気の使用とみなします。

接続送電サービス契約電力１キロワットにつき	357円50銭

(b) 電力量料金

電力量料金は，その１月の接続供給電力量によって算定いたし

ます。

１キロワット時につき	0円88銭

(ﾛ) 特別高圧時間帯別接続送電サービス

a　適用範囲

(ｲ) a の適用範囲に該当し，契約者が希望される場合に適用いたします。

b　供給電気方式および供給電圧

供給電気方式は，交流３相３線式とし，供給電圧は，接続送電サービス契約電力（分割接続供給の場合は，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用したときの接続送電サービス契約電力といたします。）に応じて次のとおりといたします。

接続送電サービス契約電力10,000ｷﾛﾜｯﾄ未満	標準電圧20,000ﾎﾞﾙﾄ または30,000ﾎﾞﾙﾄ
接続送電サービス契約電力10,000ｷﾛﾜｯﾄ以上 50,000ｷﾛﾜｯﾄ未満	標準電圧70,000ﾎﾞﾙﾄ
接続送電サービス契約電力50,000ｷﾛﾜｯﾄ以上	標準電圧140,000ﾎﾞﾙﾄ

c　接続送電サービス料金

接続送電サービス料金は，基本料金および電力量料金の合計といたします。ただし，基本料金は，ニによって力率割引または割増し

をする場合は，力率割引または割増しをしたものといたします。

(a) 基本料金

基本料金は，１月につき次のとおりといたします。ただし，まったく接続送電サービスを利用しない場合（予備送電サービスによって利用した場合を除きます。）の基本料金は，半額といたします。また，当社が分割接続供給を行なう供給地点において，34（料金の算定）(11)にもとづき料金の調整を行なうために算定する，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービスの基本料金は，双方の契約者に係る接続送電サービスをまったく利用しないとき（予備送電サービスによって利用したときを除きます。）に限り，半額といたします。

なお，(2)ニによって接続送電サービス契約電力を定める供給地点において接続送電サービスを利用した場合で，需要者の発電設備の検査，補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気をまったく使用しないときは，当該不足電力の補給分に相当する基本料金は，半額といたします。ただし，当社が分割接続供給を行なう供給地点において，34（料金の算定）(11)にもとづき料金の調整を行なうために算定する，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービスにおける当該不足電力の補給分に相当する基本料金は，双方の契約者に係る接続送電サービスにおいて，需要者の発電設備の検査，補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気をまったく使用しないときに限り，半額といたします。

また，(2)ニによって接続送電サービス契約電力を定める供給地点において，その１月に前月から継続して需要者の発電設備の検査，補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気を使用した期間がある場合で，その期間が前月の当該電気を使用しなかった期間を上回らないときは，その期間における当該電気の使用は，前月における需要者の発電設備の検査，補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気の使用とみなします。

接続送電サービス契約電力１キロワットにつき	357円50銭

(b) 電力量料金

電力量料金は，その１月の時間帯別の接続供給電力量によって算定いたします。

ⅰ　昼間時間

１キロワット時につき	0円92銭

ⅱ　夜間時間

１キロワット時につき	0円85銭

(ﾊ) 特別高圧従量接続送電サービス

a　適用範囲

(ｲ) a の適用範囲に該当し，自己等への電気の供給の用に供するための接続供給契約の場合で，契約者が希望されるときに適用いたします。

b　供給電気方式および供給電圧

供給電気方式は，交流３相３線式とし，供給電圧は，接続送電サービス契約電力に応じて次のとおりといたします。

接続送電サービス契約電力10,000ｷﾛﾜｯﾄ未満	標準電圧20,000ﾎﾞﾙﾄ または30,000ﾎﾞﾙﾄ
接続送電サービス契約電力10,000ｷﾛﾜｯﾄ以上50,000ｷﾛﾜｯﾄ未満	標準電圧70,000ﾎﾞﾙﾄ
接続送電サービス契約電力50,000ｷﾛﾜｯﾄ以上	標準電圧140,000ﾎﾞﾙﾄ

c　接続送電サービス料金

接続送電サービス料金は，その１月の接続供給電力量によって算定いたします。

１キロワット時につき	6円74銭

ニ　力率割引および割増し

高圧または特別高圧で供給する場合の力率割引および割増しは，次の

とおりといたします。

(ｲ) 力率は，供給地点ごとに，その１月のうち毎日午前８時から午後10時までの時間における平均力率（瞬間力率が進み力率となる場合には，その瞬間力率は，100パーセントといたします。）といたします。この場合の平均力率は，別表５（平均力率の算定式）により算定いたします。

なお，その供給地点において，まったく接続送電サービスを利用しないその１月の力率は，85パーセントとみなします。

(ﾛ) 分割接続供給の場合は，34（料金の算定）(11)にもとづき料金の調整を行なうために，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用したときの供給地点ごとの力率を，(ｲ)に準じて算定いたします。また，それぞれの契約者に係る接続送電サービスの力率は，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用した場合の力率と同一の値といたします。ただし，その供給地点において，いずれかの契約者に係る接続送電サービスをまったく利用しない場合は，当該接続送電サービスについては，その１月の力率を85パーセントとみなします。

(ﾊ) 力率が，85パーセントを上回る場合は，その上回る１パーセントにつき，基本料金（(2)ニによって接続送電サービス契約電力を定める供給地点で，需要者の発電設備の検査，補修または事故〔停電による停止等を含みます。〕により生じた不足電力の補給にあてるための電気をまったく使用しない場合は，当該不足電力分以外の供給分に相当する基本料金といたします。）を１パーセント割引し，85パーセントを下回る場合は，その下回る１パーセントにつき，基本料金（(2)ニによって接続送電サービス契約電力を定める供給地点で，需要者の発

電設備の検査，補修または事故〔停電による停止等を含みます。〕により生じた不足電力の補給にあてるための電気をまったく使用しない場合は，当該不足電力分以外の供給分に相当する基本料金といたします。）を１パーセント割増しいたします。

ホ　そ の 他

(ｲ) 接続送電サービス料金の計算における合計金額の単位は，１円とし，その端数は，切り捨てます。

(ﾛ) 電灯時間帯別接続送電サービス，動力時間帯別接続送電サービス，高圧時間帯別接続送電サービスまたは特別高圧時間帯別接続送電サービス（以下「時間帯別接続送電サービス」といいます。）の適用後１年に満たない場合は，電灯標準接続送電サービス，動力標準接続送電サービス，高圧標準接続送電サービスもしくは特別高圧標準接続送電サービス（以下「標準接続送電サービス」といいます。）または電灯従量接続送電サービス，動力従量接続送電サービス，高圧従量接続送電サービスもしくは特別高圧従量接続送電サービス（以下「従量接続送電サービス」といいます。）を適用いたしません。また，従量接続送電サービスの適用後１年に満たない場合は，標準接続送電サービスまたは時間帯別接続送電サービスを適用いたしません。

(ﾊ) 時間帯別接続送電サービスまたは従量接続送電サービスから標準接続送電サービスに変更された後１年に満たない場合は，時間帯別接続送電サービスまたは従量接続送電サービスを適用いたしません。

(ﾆ) 34（料金の算定）(11)にもとづき料金の調整を行なうための，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービスの種別を定めた後１年に満たないときの取扱いは，(ﾛ)および(ﾊ)に

準ずるものといたします。

(4) 不足電力の補給にあてるための電気を使用する場合の取扱い

(2)ニによって接続送電サービス契約電力を定める供給地点の場合，当社は，必要に応じて需要者の発電設備の運転に関する記録を契約者から提出していただきます。また，需要者の発電設備の検査，補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気を使用する場合は，使用開始の時刻と使用休止の時刻とをあらかじめ契約者から当社に通知していただきます。ただし，事故その他やむをえない場合は，使用開始後すみやかに当社に通知していただきます。

(5) １年を通じての最大需要電力等が夜間時間に発生する場合の取扱い

高圧または特別高圧で供給する場合で，需要者が昼間時間から夜間時間への負荷移行を行なった結果，１年間を通じての最大の接続供給電力が夜間時間に発生し，かつ，契約者が標準接続送電サービスまたは時間帯別接続送電サービスの適用を受け，契約者と当社との協議がととのったときのその供給地点の各月の接続送電サービス料金は，(3)によって算定された金額からイによって算定された金額（以下「ピークシフト割引額」といいます。）を差し引いたものといたします。

イ　ピークシフト割引額

ピークシフト割引額は，１月につき次の算式により算定された金額といたします。ただし，まったく接続送電サービスを利用しない場合（予備送電サービスによって利用した場合を除きます。）のピークシフト割引額は，半額といたします。

ピークシフト割引額＝次に定める割引単価×ロのピークシフト電力

ピークシフト電力１キロワットにつき	高圧で供給する場合	278円30銭
	特別高圧で供給する場合	212円30銭

ロ　ピークシフト電力

ピークシフト電力は，需要者の負荷移行により昼間時間から夜間時間に移行された増分電力をいい，その需要者の接続送電サービス契約電力からその需要者の１年間を通じての昼間時間における接続供給電力の最大値を差し引いた値を上限として，夜間時間に移行する負荷設備の容量（キロワット）等にもとづき，あらかじめ契約者と当社との協議によって定めます。

なお，分割接続供給の場合は，それぞれの契約者に係るピークシフト電力とあわせて，34（料金の算定）⑾にもとづき料金の調整を行なうために，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用したときのピークシフト電力を，あらかじめ双方の契約者と当社との協議によって定めます。

また，各月の昼間時間における接続供給電力の最大値の実績等から，ピークシフト電力が不適当と認められる場合には，すみやかにピークシフト電力を適正なものに変更していただきます。

ハ　１年を通じて夜間時間に最大需要電力等が発生しないことが明らかになった場合等については，本取扱いの適用をただちに解消いたします。

なお，それが本取扱い適用後１年に満たない場合は，既に適用したピークシフト割引額の合計金額を本取扱いの適用が解消された月の接続送電サービス料金に加算したものをその月の接続送電サービス料金として算定いたします。

21　臨時接続送電サービス

(1) 適用範囲

接続供給の場合で，契約使用期間が１年未満で，小売電気事業，特定送配電事業または自己等への電気の供給の用に供するための電気に適用いたします。この場合，あらかじめ契約使用期間を契約者から申し出ていただきます。ただし，毎年，一定期間を限り，反復使用するものには適用いたしません。

(2) 臨時接続送電サービス契約電力等

電灯臨時定額接続送電サービスの適用を受ける場合を除き，臨時接続送電サービス契約電流，臨時接続送電サービス契約容量または臨時接続送電サービス契約電力は，次によって供給地点ごとに定めます。

なお，分割接続供給の場合は，それぞれの契約者に係る臨時接続送電サービス契約電力とあわせて，34（料金の算定）(12)にもとづき料金の調整を行なうために，１供給地点につき，１臨時接続送電サービスを適用したときの臨時接続送電サービス契約電力を定めます。

イ　低圧で供給する場合

(ｲ) 契約者が電灯または小型機器を使用する需要者に供給する場合

次のａまたはｂにより，臨時接続送電サービス契約電流または臨時接続送電サービス契約容量（６キロボルトアンペア以上となる場合に限ります。）を定めます。

ａ　臨時接続送電サービス契約電流

(a) 臨時接続送電サービス契約電流は，40アンペア，50アンペアまたは60アンペアのいずれかとし，契約者の申出によって定めます。

(b) 当社は，臨時接続送電サービス契約電流に応じて電流制限器等を取り付けます。ただし，契約者または需要者において使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が臨時接続送電サービス契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には，当社は，電流制限器等を取り付けないことがあります。

b　臨時接続送電サービス契約容量

(a) 臨時接続送電サービス契約容量は，契約負荷設備の総容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，各契約負荷設備ごとに別表４〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）に次の係数を乗じてえた値といたします。ただし，差込口の数と電気機器の数が異なる場合等特別の事情がある場合は，別表６（契約負荷設備の総容量の算定）によって総容量を定めます。

最初の６キロボルトアンペアにつき	95パーセント
次の14キロボルトアンペアにつき	85パーセント
次の30キロボルトアンペアにつき	75パーセント
50キロボルトアンペアをこえる部分につき	65パーセント

(b) 契約者が契約主開閉器により臨時接続送電サービス契約容量を定めることを希望される場合には，臨時接続送電サービス契約容量は，(a)にかかわらず，契約主開閉器の定格電流にもとづき，別表３（契約電力および契約容量の算定方法）により算定された

値といたします。この場合，契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。

なお，当社は，契約主開閉器が制限できる電流を，必要に応じて確認いたします。

(ﾛ) 契約者が動力を使用する需要者に供給する場合

次により，臨時接続送電サービス契約電力を定めます。

a　臨時接続送電サービス契約電力は，契約負荷設備の各入力（出力で表示されている場合等は，別表４〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）についてそれぞれ次の(a)の係数を乗じてえた値の合計に(b)の係数を乗じてえた値といたします。ただし，電気機器の試験用に電気を使用される場合等特別の事情がある場合は，その回路において使用される最大電流を制限できるしゃ断器その他の適当な装置を契約者または需要者に施設していただき，その容量を当該回路において使用される契約負荷設備の入力とみなします。この場合，その容量は別表３（契約電力および契約容量の算定方法）に準じて算定し，(b)の係数を乗じないものといたします。

(a) 契約負荷設備のうち

最大の入力のものから	最初の２台の入力につき	100パーセント
	次の２台の入力につき	95パーセント
	上記以外のものの入力につき	90パーセント

(b) (a)によってえた値の合計のうち

最初の６キロワットにつき	100パーセント
次の14キロワットにつき	90パーセント
次の30キロワットにつき	80パーセント
50キロワットをこえる部分につき	70パーセント

b　契約者が契約主開閉器により臨時接続送電サービス契約電力を定めることを希望される場合には，臨時接続送電サービス契約電力は，ａにかかわらず，契約主開閉器の定格電流にもとづき，別表３（契約電力および契約容量の算定方法）により算定された値といたします。この場合，契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。

なお，当社は，契約主開閉器が制限できる電流を，必要に応じて確認いたします。

ロ　高圧または特別高圧で供給する場合

臨時接続送電サービス契約電力（分割接続供給の場合は，１供給地点につき，１臨時接続送電サービスを適用したときの臨時接続送電サービス契約電力といたします。）は，需要場所における負荷の実情に応じて契約者と当社との協議によって供給地点ごとに定めます。

なお，分割接続供給の場合におけるそれぞれの契約者に係る臨時接続送電サービス契約電力は，それぞれの契約者と当社との協議によって定めます。

(3) 臨時接続送電サービス料金

臨時接続送電サービス料金は，供給地点ごとに，供給電圧および臨時接

続送電サービスの種別に応じて，次の各項により算定いたします。

なお，分割接続供給の場合は，それぞれの契約者に係る臨時接続送電サービス料金とあわせて，34（料金の算定）⑿にもとづき料金の調整を行なうために，１供給地点につき，１臨時接続送電サービスを適用したときの臨時接続送電サービス料金を算定いたします。

イ　低圧で供給する場合

(ｲ) 電灯臨時定額接続送電サービス

a　適用範囲

契約者が電灯または小型機器を使用する需要者に供給する場合で，その総容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，契約負荷設備ごとに別表４〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）が３キロボルトアンペア以下であるときに適用いたします。

b　供給電気方式および供給電圧

供給電気方式および供給電圧は，交流単相２線式標準電圧100ボルトまたは交流単相３線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトといたします。ただし，技術上やむをえない場合には，交流単相２線式標準電圧200ボルトまたは交流３相３線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

c　臨時接続送電サービス料金

臨時接続送電サービス料金は，契約負荷設備の総容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，契約負荷設備ごとに別表４〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）によって１日につき次のとおりといたします。

総容量が50ボルトアンペアまでの場合	3円34銭
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	6円69銭
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	6円69銭
総容量が500ボルトアンペアをこえ１キロボルトアンペアまでの場合	66円91銭
総容量が１キロボルトアンペアをこえ３キロボルトアンペアまでの場合１キロボルトアンペアまでごとに	66円91銭

(ﾛ) 電灯臨時接続送電サービス

a　適用範囲

契約者が電灯または小型機器を使用する需要者に供給する場合で，次のいずれにも該当するときに適用いたします。

(a) 臨時接続送電サービス契約容量を定める場合は，臨時接続送電サービス契約容量が原則として50キロボルトアンペア未満であること。

(b) 電灯臨時定額接続送電サービスを適用できないこと。

b　供給電気方式および供給電圧

供給電気方式および供給電圧は，交流単相２線式標準電圧100ボルトまたは交流単相３線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトといたします。ただし，技術上やむをえない場合には，交流単相２線式標準電圧200ボルトまたは交流３相３線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

c　臨時接続送電サービス料金

臨時接続送電サービス料金は，基本料金および電力量料金の合計といたします。

(a) 基本料金

基本料金は，１月につき20（接続送電サービス）(3)イ(ﾛ) c (a) ii において適用される該当基本料金率の10パーセントを割増ししたものを適用いたします。ただし，まったく臨時接続送電サービスを利用しない場合の基本料金は，半額といたします。

(b) 電力量料金

電力量料金は，その１月の接続供給電力量によって算定いたします。

１キロワット時につき	8円70銭

(ﾊ) 動力臨時定額接続送電サービス

a　適用範囲

契約者が動力を使用する需要者に供給する場合で，臨時接続送電サービス契約電力が５キロワット以下であるときに適用いたします。

b　供給電気方式および供給電圧

供給電気方式および供給電圧は，交流３相３線式標準電圧200ボルトといたします。ただし，技術上やむをえない場合には，交流単相２線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相３線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとすることがあります。

c　臨時接続送電サービス料金

臨時接続送電サービス料金は，次のとおりといたします。ただし，臨時接続送電サービス契約電力が0.5キロワットの場合の臨時接続送電サービス料金は，臨時接続送電サービス契約電力が１キロワットの場合の該当料金の半額といたします。

臨時接続送電サービス契約電力１キロワット１日につき	98円10銭

d　そ の 他

当社が適当と認める場合には，動力臨時接続送電サービスを適用することがあります。

(ﾆ) 動力臨時接続送電サービス

a　適用範囲

契約者が動力を使用する需要者に供給する場合で，臨時接続送電サービス契約電力が原則として５キロワットをこえ，50キロワット未満であるときに適用いたします。

b　供給電気方式および供給電圧

供給電気方式および供給電圧は，交流３相３線式標準電圧200ボルトといたします。ただし，技術上やむをえない場合には，交流単相２線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相３線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとすることがあります。

c　臨時接続送電サービス料金

臨時接続送電サービス料金は，基本料金および電力量料金の合計といたします。

(a) 基本料金

基本料金は，１月につき20（接続送電サービス）(3)イ(ホ) c (a) ii において適用される該当基本料金率の20パーセントを割増ししたものを適用いたします。ただし，まったく臨時接続送電サービスを利用しない場合の基本料金は，半額といたします。

(b) 電力量料金

電力量料金は，その１月の接続供給電力量によって算定いたします。

１キロワット時につき	7円30銭

ロ　高圧で供給する場合

臨時接続送電サービスの種別は，高圧臨時接続送電サービスといたします。

(ｲ) 適用範囲

臨時接続送電サービス契約電力（分割接続供給の場合は，１供給地点につき，１臨時接続送電サービスを適用したときの臨時接続送電サービス契約電力といたします。）が原則として，50キロワット以上であり，かつ，2,000キロワット未満である場合に適用いたします。

(ﾛ) 供給電気方式および供給電圧

供給電気方式および供給電圧は，交流３相３線式標準電圧6,000ボルトといたします。

(ﾊ) 臨時接続送電サービス料金

臨時接続送電サービス料金は，基本料金および電力量料金の合計と

いたします。ただし，基本料金は，ニによって力率割引または割増しをする場合は，力率割引または割増しをしたものといたします。

ａ　基本料金

基本料金は，１月につき20（接続送電サービス）(3)ロ(ｲ) c (a)において適用される該当基本料金率の20パーセントを割増ししたものを適用いたします。ただし，まったく臨時接続送電サービスを利用しない場合の基本料金は，半額といたします。また，当社が分割接続供給を行なう供給地点において，34（料金の算定）⑿にもとづき料金の調整を行なうために算定する，１供給地点につき，１臨時接続送電サービスを適用した場合の臨時接続送電サービスの基本料金は，双方の契約者に係る臨時接続送電サービスをまったく利用しないときに限り，半額といたします。

ｂ　電力量料金

電力量料金は，その１月の接続供給電力量によって算定いたします。

１キロワット時につき	2円65銭

ハ　特別高圧で供給する場合

臨時接続送電サービスの種別は，特別高圧臨時接続送電サービスといたします。

(ｲ) 適用範囲

臨時接続送電サービス契約電力（分割接続供給の場合は，１供給地点につき，１臨時接続送電サービスを適用したときの臨時接続送電サ

ービス契約電力といたします。）が原則として2,000キロワット以上である場合に適用いたします。

(ﾛ) 供給電気方式および供給電圧

供給電気方式は，交流３相３線式とし，供給電圧は，臨時接続送電サービス契約電力（分割接続供給の場合は，１供給地点につき，１臨時接続送電サービスを適用したときの臨時接続送電サービス契約電力といたします。）に応じて次のとおりといたします。

臨時接続送電サービス契約電力10,000ｷﾛﾜｯﾄ未満	標準電圧20,000ﾎﾞﾙﾄまたは30,000ﾎﾞﾙﾄ
臨時接続送電サービス契約電力10,000ｷﾛﾜｯﾄ以上50,000ｷﾛﾜｯﾄ未満	標準電圧70,000ﾎﾞﾙﾄ
臨時接続送電サービス契約電力50,000ｷﾛﾜｯﾄ以上	標準電圧140,000ﾎﾞﾙﾄ

(ﾊ) 臨時接続送電サービス料金

臨時接続送電サービス料金は，基本料金および電力量料金の合計といたします。ただし，基本料金は，ニによって力率割引または割増しをする場合は，力率割引または割増しをしたものといたします。

ａ　基本料金

基本料金は，１月につき20（接続送電サービス）(3)ハ(ｲ) c (a)において適用される該当基本料金率の20パーセントを割増ししたものを適用いたします。ただし，まったく臨時接続送電サービスを利用しない場合の基本料金は，半額といたします。また，当社が分割

接続供給を行なう供給地点において，34（料金の算定）⑿にもとづき料金の調整を行なうために算定する，１供給地点につき，１臨時接続送電サービスを適用した場合の臨時接続送電サービスの基本料金は，双方の契約者に係る臨時接続送電サービスをまったく利用しないときに限り，半額といたします。

b　電力量料金

電力量料金は，その１月の接続供給電力量によって算定いたします。

１キロワット時につき	1円06銭

ニ　力率割引および割増し

高圧または特別高圧で供給する場合の力率割引および割増しは，20（接続送電サービス）(3)ニに準ずるものといたします。

ホ　そ の 他

臨時接続送電サービス料金の計算における合計金額の単位は，１円とし，その端数は，切り捨てます。

(4) そ の 他

イ　当社は，原則として供給設備を常置いたしません。

ロ　契約使用期間満了後さらに継続して臨時接続送電サービスを利用することを希望される場合で，契約使用期間満了の日の翌日から新たに定める契約使用期間満了の日までが１年未満となるときは，臨時接続送電サービスを適用いたします。

ハ　その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，20（接続送

電サービス）に準ずるものといたします。ただし，20（接続送電サービス）(5)は，適用いたしません。

22　予備送電サービス

(1) 適用範囲

高圧または特別高圧で受電または供給する場合で，20（接続送電サービス）を利用される契約者または発電契約者が受電地点および供給地点ごとに予備電線路の利用を希望される次の場合に適用いたします。

なお，常時利用変電所とは，受電地点においては受電地点に電気的に最も近い常時利用変電所のことを，供給地点においては供給地点に電気的に最も近い常時利用変電所のことをいいます。

イ　予備送電サービスＡ

常時利用変電所から常時利用と同位の電圧で利用する場合

ロ　予備送電サービスＢ

常時利用変電所以外の変電所を利用する場合または常時利用変電所から常時利用と異なった電圧（高圧および特別高圧に限ります。）で利用する場合

(2) 予備送電サービス契約電力

予備送電サービス契約電力は，受電地点においては当該受電地点の契約受電電力の値，供給地点においては当該供給地点の接続送電サービス契約電力の値といたします。ただし，特別の事情がある場合の予備送電サービス契約電力は，契約者または発電契約者と当社との協議により受電地点および供給地点ごとに定めます。この場合の予備送電サービス契約電力は，原則として，50キロワットを下回らないものといたします。

(3) 予備送電サービス料金

予備送電サービス料金は，供給地点ごとに，予備送電サービスの利用の有無にかかわらず，１月につき次のとおりといたします。

なお，供給地点の予備送電サービスによって供給された電気の電力量は，20（接続送電サービス）の接続供給電力量といたします。

また，特別高圧で常時利用される供給地点で，高圧で予備送電サービスを利用される場合には，予備送電サービスの供給電圧は，常時利用と同位の電圧とみなします。この場合，予備送電サービス契約電力および予備送電サービスによって供給された電気の電力量は，予備送電サービス料金および接続送電サービス料金の算定上，常時利用と同位の電圧にするために修正したものといたします。

イ　予備送電サービスＡ

予備送電サービス契約電力１キロワットにつき	高圧で供給する場合	79円20銭
	特別高圧で供給する場合	53円90銭

ロ　予備送電サービスＢ

予備送電サービス契約電力１キロワットにつき	高圧で供給する場合	128円70銭
	特別高圧で供給する場合	88円00銭

(4) 力率割引および割増し

力率割引および割増しはいたしません。ただし，20（接続送電サービス）(3)ニの力率割引および割増しの適用上，供給地点の予備送電サービスによって供給された電気は，原則として，20（接続送電サービス）によって供給された電気とみなします。

(5) そ の 他

イ　予備送電サービス料金の計算における合計金額の単位は，１円とし，その端数は，切り捨てます。

ロ　受電地点の予備送電サービスは，他の発電量調整供給契約等と共用することができます。

ハ　当社が分割接続供給を行なう供給地点において，予備電線路の利用を希望される場合は，原則として，それぞれの契約者が適用している接続送電サービスごとに予備送電サービスを適用するものとし，それぞれの契約者に係る予備送電サービスの取扱いは，(1)，(2)，(3)，(4)，(5)イおよび(5)ロに準ずるものといたします。また，この場合は，34（料金の算定）(13)にもとづき料金の調整を行なうために，１供給地点につき，１予備送電サービスを適用したときの予備送電サービス料金をあわせて算定するものとし，当該予備送電サービスの取扱いは，(1)，(2)，(3)，(4)，(5)イおよび(5)ロに準ずるものといたします。

23　系統連系受電サービス

(1) 適用範囲

小売電気事業，当社以外の一般送配電事業，特定送配電事業または自己等への電気の供給の用に供するために当社が受電する電気に適用いたします。ただし，当社との特定契約に係る電気には適用いたしません。

(2) 系統連系受電課金対象電力

各月の系統連系受電課金対象電力は，次によって受電地点ごとに，発電バランシンググループごとに定めます。

イ　発電場所が１発電バランシンググループに属している場合

(ｲ) 発電設備等に係る供給地点において電灯定額接続送電サービスが適用されている場合

系統連系受電課金対象電力は，同時最大受電電力といたします。

(ﾛ) (ｲ)以外の場合

系統連系受電課金対象電力は，同時最大受電電力から発電設備等に係る供給地点におけるその１月の接続送電サービス契約電力（発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は，１接続送電サービスを適用したときのその１月の接続送電サービス契約電力といたします。）を差し引いた値といたします。ただし，差し引いた値が零を下回る場合の系統連系受電課金対象電力は，零といたします。

ロ　発電場所が複数の発電バランシンググループに属している場合

(ｲ) 発電設備等に係る供給地点において電灯定額接続送電サービスが適用されている場合

発電バランシンググループごとの系統連系受電課金対象電力は，同時最大受電電力を契約受電電力の比であん分してえた値といたします。

(ﾛ) (ｲ)以外の場合

発電バランシンググループごとの系統連系受電課金対象電力は，同時最大受電電力を契約受電電力の比であん分してえた値から，発電設

備等に係る供給地点のその１月の接続送電サービス契約電力（発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は，１接続送電サービスを適用したときのその１月の接続送電サービス契約電力といたします。）を契約受電電力の比であん分してえた値を差し引いた値といたします。ただし，差し引いた値が零を下回る場合の系統連系受電課金対象電力は，零といたします。

ハ　イおよびロにおいて，系統連系受電課金対象電力の算定上，次のものについても接続送電サービス契約電力１キロワットとみなします。

(ｲ) 臨時接続送電サービス契約電力（発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は，１臨時接続送電サービスを適用したときの臨時接続送電サービス契約電力といたします。）１キロワット

(ﾛ) 接続送電サービス契約電流または臨時接続送電サービス契約電流10アンペア

ただし，接続送電サービス契約電流が５アンペアの場合は，0.5キロワットとみなし，15アンペアの場合は，1.5キロワットとみなします。

(ﾊ) 接続送電サービス契約容量または臨時接続送電サービス契約容量１キロボルトアンペア

(ﾆ) 電灯臨時定額接続送電サービスにおける契約負荷設備の総容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，各契約負荷設備ごとに別表４〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）１キロボルトアンペア

ただし，電灯臨時定額接続送電サービスにおける契約負荷設備の総

容量の端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。

(ﾎ) 附則４（揚水発電設備等が設置された需要場所に接続供給を行なう場合の特別措置）の適用を受けている場合の接続供給課金対象電力（揚水発電設備または蓄電池〔以下「揚水発電設備等」といいます。〕に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は，１接続送電サービスまたは１臨時接続送電サービスを適用したときの接続供給課金対象電力といたします。） １キロワット

(3) 系統連系受電サービス料金

系統連系受電サービス料金は，受電地点ごとに，発電バランシンググループごとに算定された基本料金および電力量料金の合計から系統設備効率化割引額を差し引いたものといたします。

イ　基本料金

基本料金は，１月につき次のとおりといたします。ただし，まったく発電または放電しない場合（他の発電量調整供給契約等と同一計量する場合等は，その１月のすべての発電量調整供給等に係る発電量調整受電電力量等が零であるときに限ります。）の基本料金は，半額といたします。

系統連系受電課金対象電力１キロワットにつき	80円42銭

ロ　電力量料金

電力量料金は，その１月の発電量調整受電電力量によって算定いたします。

１キロワット時につき	0円26銭

ハ　系統設備効率化割引

系統設備効率化割引は，基幹系統設備効率化および送電ロス削減割引（以下「系統設備効率化割引Ａ」といいます。）および特別高圧系統設備効率化割引（以下「系統設備効率化割引Ｂ」といいます。）とし，受電地点ごとに，発電バランシンググループごとに，次により算定いたします。

(ｲ) 適　　用

ａ　系統設備効率化割引Ａ

受電地点について当社が選定した変電所等（以下「連系変電所等」といいます。）が割引対象変電所等（別表２〔系統設備効率化割引の対象変電所等〕(1)に定める割引区分Ａ－１，Ａ－２またはＡ－３に該当する変電所等といたします。）の場合に適用いたします。

なお，連系変電所等は，あらかじめ発電者にお知らせいたします。

ｂ　系統設備効率化割引Ｂ

低圧または高圧で受電する場合で，連系変電所等が割引対象変電所等（別表２〔系統設備効率化割引の対象変電所等〕(1)に定める割引区分Ｂ－１またはＢ－２に該当する変電所等といたします。）のときに適用いたします。

なお，連系変電所等は，あらかじめ発電者にお知らせいたします。

(ﾛ) 系統設備効率化割引単価

系統設備効率化割引単価は，ａの系統設備効率化割引Ａ単価およびｂの系統設備効率化割引Ｂ単価を合計した値といたします。

ａ　系統設備効率化割引Ａ単価

系統設備効率化割引Ａに係る単価とし，１月につき次のとおりといたします。

(a) 受電電圧が標準電圧140,000ボルトをこえる場合

	連系変電所等	単　　価
系統連系受電課金対象電力１キロワットにつき	別表２（系統設備効率化割引の対象変電所等）(1)の割引区分Ａ－１の場合	42円25銭
	別表２（系統設備効率化割引の対象変電所等）(1)の割引区分Ａ－２の場合	8円80銭
	別表２（系統設備効率化割引の対象変電所等）(1)の割引区分Ａ－３の場合	4円40銭

(b) (a)以外の場合

	連系変電所等	単　　価
系統連系受電課金対象電力１キロワットにつき	別表２（系統設備効率化割引の対象変電所等）(1)の割引区分Ａ－１の場合	42円25銭
	別表２（系統設備効率化割引の対象変電所等）(1)の割引区分Ａ－２の場合	17円60銭
	別表２（系統設備効率化割引の対象変電所等）(1)の割引区分Ａ－３の場合	8円80銭

b　系統設備効率化割引Ｂ単価

系統設備効率化割引Ｂに係る単価とし，１月につき次のとおりといたします。

	連系変電所等	単　　価
系統連系受電課金対象電力１キロワットにつき	別表２（系統設備効率化割引の対象変電所等）(1)の割引区分Ｂ－１の場合	33円36銭
	別表２（系統設備効率化割引の対象変電所等）(1)の割引区分Ｂ－２の場合	13円66銭

(ﾊ) 系統設備効率化割引額

系統設備効率化割引額は，(2)の系統連系受電課金対象電力に(ﾛ)の

系統設備効率化割引単価を乗じてえた金額といたします。ただし，まったく発電または放電しない場合（他の発電量調整供給契約等と同一計量する場合等は，その１月のすべての発電量調整供給等に係る発電量調整受電電力量等が零であるときに限ります。）の系統設備効率化割引額は，半額といたします。

ニ　そ の 他

系統連系受電サービス料金の計算における合計金額の単位は，１円とし，その端数は，切り捨てます。

24　発電量調整受電計画差対応電力

(1) 適　　用

発電バランシンググループにおいて，42（受電および供給の中止または給電指令の実施にともなう金銭決済）(2)により補給される電気を使用されていないときに適用いたします。

(2) 発電量調整受電計画差対応電力

イ　発電量調整受電計画差対応補給電力

(ｲ) 適用範囲

30分ごとの発電量調整受電電力量が，その30分の発電量調整受電計画電力量を下回る場合に生じた不足電力の補給にあてるための電気に適用いたします。

(ﾛ) 発電量調整受電計画差対応補給電力料金

発電量調整受電計画差対応補給電力料金は，30分ごとの発電量調整受電計画差対応補給電力量に(ﾊ)の発電量調整受電計画差対応補給電力料金単価を適用してえられる金額のその１月の合計といたします。

(ハ) 発電量調整受電計画差対応補給電力料金単価

発電量調整受電計画差対応補給電力料金単価は，一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則（以下「託送供給等約款料金算定規則」といいます。）第27条にもとづきインバランス料金として算定される金額に消費税等相当額（消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。）を加えた金額とし，当社が30分ごとに設定するものといたします。

ロ　発電量調整受電計画差対応余剰電力

(イ) 適用範囲

30分ごとの発電量調整受電電力量が，その30分の発電量調整受電計画電力量を上回る場合の送電超過分電力について，当社が購入する電気に適用いたします。

(ロ) 発電量調整受電計画差対応余剰電力料金

発電量調整受電計画差対応余剰電力料金は，30分ごとの発電量調整受電計画差対応余剰電力量に(ハ)の発電量調整受電計画差対応余剰電力料金単価を適用してえられる金額のその１月の合計といたします。

(ハ) 発電量調整受電計画差対応余剰電力料金単価

発電量調整受電計画差対応余剰電力料金単価は，託送供給等約款料金算定規則第27条にもとづきインバランス料金として算定される金額に消費税等相当額を加えた金額とし，当社が30分ごとに設定するものといたします。

25　接続対象計画差対応電力

(1) 適　　用

42（受電および供給の中止または給電指令の実施にともなう金銭決済）(1)により補給される電気を使用されていないときに適用いたします。

(2) 接続対象計画差対応電力

イ　接続対象計画差対応補給電力

(ｲ) 適用範囲

30分ごとの接続対象電力量が，その30分の接続対象計画電力量を上回る場合に生じた不足電力の補給にあてるための電気に適用いたします。

(ﾛ) 接続対象計画差対応補給電力料金

接続対象計画差対応補給電力料金は，30分ごとの接続対象計画差対応補給電力量に(ﾊ)の接続対象計画差対応補給電力料金単価を適用してえられる金額のその１月の合計といたします。

(ﾊ) 接続対象計画差対応補給電力料金単価

接続対象計画差対応補給電力料金単価は，託送供給等約款料金算定規則第27条にもとづきインバランス料金として算定される金額に消費税等相当額を加えた金額とし，当社が30分ごとに設定するものといたします。

ロ　接続対象計画差対応余剰電力

(ｲ) 適用範囲

30分ごとの接続対象電力量が，その30分の接続対象計画電力量を下回る場合の送電超過分電力について，当社が購入する電気に適用いたします。

(ﾛ) 接続対象計画差対応余剰電力料金

接続対象計画差対応余剰電力料金は，30分ごとの接続対象計画差対応余剰電力量に(ﾊ)の接続対象計画差対応余剰電力料金単価を適用してえられる金額のその１月の合計といたします。

(ﾊ) 接続対象計画差対応余剰電力料金単価

接続対象計画差対応余剰電力料金単価は，託送供給等約款料金算定規則第27条にもとづきインバランス料金として算定される金額に消費税等相当額を加えた金額とし，当社が30分ごとに設定するものといたします。

26　需要抑制量調整受電計画差対応電力

(1) 適　　用

需要抑制バランシンググループに適用いたします。

(2) 需要抑制量調整受電計画差対応電力

イ　需要抑制量調整受電計画差対応補給電力

(ｲ) 適用範囲

30分ごとの需要抑制量調整受電電力量が，その30分の需要抑制量調整受電計画電力量を下回る場合に生じた不足電力の補給にあてるための電気に適用いたします。

(ﾛ) 需要抑制量調整受電計画差対応補給電力料金

需要抑制量調整受電計画差対応補給電力料金は，30分ごとの需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量に(ﾊ)の需要抑制量調整受電計画差対応補給電力料金単価を適用してえられる金額のその１月の合計といたします。

(ハ) 需要抑制量調整受電計画差対応補給電力料金単価

需要抑制量調整受電計画差対応補給電力料金単価は，託送供給等約款料金算定規則第27条にもとづきインバランス料金として算定される金額に消費税等相当額を加えた金額とし，当社が30分ごとに設定するものといたします。

ロ　需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力

(イ) 適用範囲

30分ごとの需要抑制量調整受電電力量が，その30分の需要抑制量調整受電計画電力量を上回る場合の抑制超過分電力について，当社が購入する電気に適用いたします。

(ロ) 需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力料金

需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力料金は，30分ごとの需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量に(ハ)の需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力料金単価を適用してえられる金額のその１月の合計といたします。

(ハ) 需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力料金単価

需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力料金単価は，託送供給等約款料金算定規則第27条にもとづきインバランス料金として算定される金額に消費税等相当額を加えた金額とし，当社が30分ごとに設定するものといたします。

27　給電指令時補給電力

(1) 契約者に係る給電指令時補給電力料金

イ　適用範囲

42（受電および供給の中止または給電指令の実施にともなう金銭決

済）(1)により補給される電気を使用されているときに適用いたします。

ロ　給電指令時補給電力料金

給電指令時補給電力料金は，ハに定める30分ごとの給電指令時補給電力量にニの給電指令時補給電力料金単価を適用してえられる金額のその１月の合計といたします。

ハ　給電指令時補給電力量

給電指令時補給電力量は，給電指令等の間，32（電力および電力量の算定）(22)により30分ごとに算定された値といたします。

ニ　給電指令時補給電力料金単価

給電指令時補給電力料金単価は，託送供給等約款料金算定規則第27条にもとづきインバランス料金として算定される金額に消費税等相当額を加えた金額とし，当社が30分ごとに設定するものといたします。

(2) 発電契約者に係る給電指令時補給電力料金

イ　適用範囲

42（受電および供給の中止または給電指令の実施にともなう金銭決済）(2)により補給される電気を使用されているときに，補給される電気を使用する発電バランシンググループに適用いたします。

ロ　給電指令時補給電力料金

給電指令時補給電力料金は，ハに定める30分ごとの給電指令時補給電力量にニの給電指令時補給電力料金単価を適用してえられる金額のその１月の合計といたします。

ハ　給電指令時補給電力量

給電指令時補給電力量は，給電指令等の間，32（電力および電力量の

算定）⑳により30分ごとに算定された値といたします。

ニ　給電指令時補給電力料金単価

給電指令時補給電力料金単価は，託送供給等約款料金算定規則第27条にもとづきインバランス料金として算定される金額に消費税等相当額を加えた金額とし，当社が30分ごとに設定するものといたします。ただし，41（給電指令の実施等）(2)ホの場合で，当社の電力系統における電気の潮流が系統安定度等にもとづき算定される運用可能な容量を超過し，または超過するおそれがある場合に出力の抑制を実施することを前提として連系を行なった発電設備等（以下「ノンファーム電源」といいます。）に対して出力の抑制を実施したときは，42（受電および供給の中止または給電指令の実施にともなう金銭決済）(2)により補給される電気を使用されているときの翌日取引を行なうための卸電力取引市場における30分ごとの売買取引の価格（売買取引に係る電力の受渡しが連系設備の送電容量等による制限を受けるものとして当社の供給区域において売買取引を行なうものに限ります。）に消費税等相当額を加えた金額とし，当社が30分ごとに設定するものといたします。また，当社が指定する要件を有する発電設備等またはノンファーム電源以外の発電設備等（以下「ファーム電源」といいます。）であって別途当社と給電指令時補給電力料金に関する契約を締結する設備については，当該契約によるものといたします。

Ⅳ　料金の算定および支払い

28　料金の適用開始の時期

接続供給に係る料金は，当社所定の様式に記載された接続供給の開始日から適用し，発電量調整供給に係る料金は，当社所定の様式に記載された発電量調整供給の開始日から適用し，需要抑制量調整供給に係る料金は，当社所定の様式に記載された需要抑制量調整供給の開始日から適用いたします。ただし，接続供給，発電量調整供給もしくは需要抑制量調整供給の準備着手前に接続供給，発電量調整供給もしくは需要抑制量調整供給の開始延期の申入れがあった場合または契約者，発電契約者，需要抑制契約者，発電者もしくは需要者のいずれの責めともならない理由によって接続供給，発電量調整供給もしくは需要抑制量調整供給が開始されない場合は，あらためて契約者，発電契約者または需要抑制契約者と当社との協議によって定められた接続供給，発電量調整供給または需要抑制量調整供給の開始日から適用いたします。

29　検　針　日

検針日は，次により，実際に検針を行なった日または検針を行なったものとされる日といたします。

(1) 検針は，受電地点または供給地点ごとに当社があらかじめお知らせした日（当社が受電地点または供給地点の属する検針区域に応じて定めた毎月一定の日〔以下「検針の基準となる日」といいます。〕および休日等を考慮して定めます。）に，各月ごとに行ないます。ただし，やむをえない事情のある場合は，当社があらかじめお知らせした日以外の日に検針するこ

とがあります。

なお，高圧で受電する場合で契約受電電力が500キロワット以上のとき，高圧で供給する場合で20（接続送電サービス）(2)ロによって契約電力を定めるとき，または特別高圧で受電もしくは供給する場合の検針日は，当社が検針日を定める場合を除き，実際に検針を行なった日にかかわらず，毎月１日といたします。

また，受電地点および供給地点が同一の発電場所または需要場所にある場合は，受電地点における検針日と供給地点における検針日は，原則として同一の日といたします。

(2) 発電者または需要者が不在等のため検針できなかった場合は，検針に伺った日に検針を行なったものといたします。

(3) 当社は，次の場合には，(1)にかかわらず，各月ごとに検針を行なわないことがあります。

イ　契約者または発電契約者が受電地点または供給地点を新たに設定した日から，その直後の当該受電地点または供給地点の属する検針区域の検針日までの期間が短い場合

ロ　非常変災の場合

ハ　その他特別の事情がある場合で，あらかじめ契約者または発電契約者の承諾をえたとき。

(4) (3)イの場合で，検針を行なわなかったときは，契約者または発電契約者が受電地点または供給地点を新たに設定した日の直後の受電地点または供給地点の属する検針区域の検針日に検針を行なったものといたします。

(5) (3)ロまたはハの場合で，検針を行なわなかったときは，検針を行なわない月については，当社があらかじめお知らせした日に検針を行なったも

のといたします。

30　料金の算定期間

(1) 送電サービス料金の算定期間は，次によります。

イ　前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間（以下「供給側検針期間」といいます。）といたします。ただし，契約者が供給地点を新たに設定し，または供給地点を消滅させる場合の料金の算定期間は，その供給地点を新たに設定した日から直後の検針日の前日までの期間または直前の検針日から消滅日の前日までの期間といたします。

ロ　当社があらかじめ契約者に計量日（接続供給の場合，電力量または最大需要電力等が記録型計量器に記録される日をいいます。）をお知らせした場合は，イにかかわらず，前月の計量日から当月の計量日の前日までの期間（以下「供給側計量期間」といいます。）といたします。ただし，契約者が供給地点を新たに設定し，または供給地点を消滅させる場合の料金の算定期間は，その供給地点を新たに設定した日から直後の計量日の前日までの期間または直前の計量日から消滅日の前日までの期間といたします。

ハ　定額接続送電サービスの料金または32（電力および電力量の算定）(27)の場合の送電サービス料金の算定期間は，イに準ずるものといたします。この場合，イにいう検針日は，その供給地点の属する検針区域の検針日といたします。ただし，電灯臨時定額接続送電サービスおよび動力臨時定額接続送電サービスの料金の算定期間は，その供給地点を新たに設定した日から翌月の応当日の前日までの期間，または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とすることがあります。

(2) 系統連系受電サービス料金の算定期間は，次によります。

イ　前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間（以下「受電側検針期間」といいます。）といたします。ただし，発電契約者が受電地点を新たに設定し，または受電地点を消滅させる場合の料金の算定期間は，その受電地点を新たに設定した日から直後の検針日の前日までの期間または直前の検針日から消滅日の前日までの期間といたします。

ロ　当社があらかじめ発電契約者および発電者に計量日（発電量調整供給の場合，電力量または最大連系電力等が記録型計量器に記録される日をいいます。）をお知らせした場合は，イにかかわらず，前月の計量日から当月の計量日の前日までの期間（以下「受電側計量期間」といいます。）といたします。ただし，発電契約者が受電地点を新たに設定し，または受電地点を消滅させる場合の料金の算定期間は，その受電地点を新たに設定した日から直後の計量日の前日までの期間または直前の計量日から消滅日の前日までの期間といたします。

(3) 発電量調整受電計画差対応補給電力料金，発電量調整受電計画差対応余剰電力料金，接続対象計画差対応補給電力料金，接続対象計画差対応余剰電力料金，需要抑制量調整受電計画差対応補給電力料金，需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力料金および給電指令時補給電力料金の算定期間は，毎月１日から当該月末日までの期間といたします。ただし，接続供給，発電量調整供給もしくは需要抑制量調整供給を開始し，または接続供給契約，発電量調整供給契約もしくは需要抑制量調整供給契約が消滅した場合の料金の算定期間は，開始日から開始日の属する月の末日までの期間または契約が消滅した日の属する月の１日から消滅日の前日までの期間（ただし，特別の事情がある場合は，契約が消滅した日の属する月の１日から消滅日までの期間といたします。）といたします。

31 計　　量

(1) 受電地点ごとの発電量調整受電電力量および最大連系電力等は，原則として，受電地点ごとに取り付けた記録型計量器により受電電圧と同位の電圧で，供給地点ごとの接続供給電力量および最大需要電力等は，原則として，供給地点ごとに取り付けた記録型計量器により供給電圧と同位の電圧で，30分単位で計量いたします。

(2) 技術上，経済上やむをえない場合等特別の事情がある場合は，計量器を取り付けないことがあります。

32 電力および電力量の算定

(1) 発電量調整受電電力

発電量調整受電電力は，発電量調整供給の場合で，受電地点で計量された電力量に２を乗じてえた値とし，受電地点ごとに，30分ごとに算定いたします。

(2) 発電量調整受電電力量

30分ごとの発電量調整受電電力量は，次のとおりといたします。

イ　発電量調整供給に係る発電設備等が調整電源に該当する場合，受電地点ごとに，その30分の受電地点で計量された電力量といたします。

ロ　発電量調整供給に係る発電設備等が調整電源に該当しない場合，その30分の受電地点で計量された電力量（受電地点が複数ある場合は，その合計値といたします。）といたします。

ハ　系統連系受電サービスに係る発電量調整受電電力量は，その30分の受電地点で計量された電力量といたします。

また，料金の算定期間の発電量調整受電電力量は，受電地点ごとに，30分ごとの発電量調整受電電力量を，料金の算定期間（ただし，発電契

約者が受電地点を消滅させる場合で，特別の事情があるときは，直前の検針日から消滅日までの期間といたします。）において合計した値といたします。

(3) 発電量調整受電計画電力

発電量調整受電計画電力は，(4)の発電量調整受電計画電力量に２を乗じてえた値とし，30分ごとに算定いたします。

(4) 発電量調整受電計画電力量

発電量調整受電計画電力量は，次のとおりといたします。

イ　発電量調整供給に係る発電設備等が調整電源に該当する場合，受電地点ごとに当社が発電契約者から受電する電気の30分ごとの電力量の計画値で，発電契約者があらかじめ電力広域的運営推進機関を通じて当社に通知する発電計画といたします。ただし，別表10（発電計画・調達計画・販売計画）に定める当日計画の発電計画と調達計画の合計値が30分ごとに販売計画の値と一致しない等の場合は，別表７（発電量調整受電計画電力量，接続対象計画電力量および需要抑制量調整受電計画電力量に関する取扱い）(1)のとおりといたします。

ロ　発電量調整供給に係る発電設備等が調整電源に該当しない場合，受電地点において当社が発電契約者から受電する電気の30分ごとの電力量の計画値（受電地点が複数ある場合は，その合計値といたします。）で，発電契約者があらかじめ電力広域的運営推進機関を通じて当社に通知する発電計画といたします。ただし，別表10（発電計画・調達計画・販売計画）に定める当日計画の発電計画と調達計画の合計値が30分ごとに販売計画の値と一致しない等の場合は，別表７（発電量調整受電計画電力量，接続対象計画電力量および需要抑制量調整受電計画電力量に関する

取扱い）(1)のとおりといたします。

(5) 接続受電電力

接続受電電力は，接続供給の場合で，(6)の接続受電電力量に２を乗じてえた値とし，30分ごとに算定いたします。

(6) 接続受電電力量

30分ごとの接続受電電力量は，その30分の(12)の接続対象計画電力量といたします。

(7) 接続供給電力

接続供給電力は，(8)の30分ごとの接続供給電力量に２を乗じてえた値とし，供給地点ごとに，30分ごとに算定いたします。

(8) 接続供給電力量

30分ごとの接続供給電力量は，その30分の供給地点で計量された電力量といたします。ただし，特別高圧で常時利用される供給地点で，高圧で予備送電サービスを利用される場合には，予備送電サービスに係る接続供給電力量は，供給地点で計量された電力量を常時利用と同位の電圧にするために修正したものといたします。

また，料金の算定期間の接続供給電力量は，供給地点ごとに，30分ごとの接続供給電力量を，料金の算定期間（ただし，契約者が供給地点を消滅させる場合で，特別の事情があるときは，直前の検針日から消滅日までの期間といたします。）において合計した値といたします。

なお，時間帯別接続送電サービスを適用する場合の料金の算定期間の時間帯別の接続供給電力量は，供給地点ごとに，30分ごとの接続供給電力量を，時間帯ごとに，料金の算定期間（ただし，契約者が供給地点を消滅させる場合で，特別の事情があるときは，直前の検針日から消滅日までの期

間といたします。）において合計した値といたします。ただし，20（接続送電サービス）(3)イ(ハ)および(ヘ)の場合におけるその１月の夜間時間帯の接続供給電力量は，その１月の接続供給電力量からその１月の昼間時間帯の接続供給電力量を差し引いたものといたします。

(9) 接続対象電力

接続対象電力は，(10)の30分ごとの接続対象電力量に２を乗じてえた値とし，30分ごとに算定いたします。

(10) 接続対象電力量

接続対象電力量は，30分ごとに，イまたはロによって算定された値（供給地点が複数ある場合は，その合計値といたします。）といたします。

イ　需要場所が需要抑制バランシンググループに属さない場合または需要場所が需要抑制バランシンググループに属する場合で需要抑制契約者があらかじめ通知した(16)の需要抑制量調整受電計画電力量が零となるときは，次の算式により算定された値といたします。

$$\text{接続供給電力量} \times \frac{1}{1-\text{損失率(33〔損失率〕に定める損失率といたします。)}}$$

ロ　需要抑制契約者があらかじめ通知した(16)の需要抑制量調整受電計画電力量が零をこえる場合は，あらかじめ定めた(ｲ)または(ﾛ)により算定された値といたします。

(ｲ) 需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量および需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量の算定方法として，(14)イを適用している場合は，ａまたはｂによって算定された値

a　１ベースラインに係る需要場所を単一とする場合

(a) 当該需要場所に係る供給地点で計量された接続供給電力量を損失率で修正した値が，ベースラインを上回るとき。

$$\text{接続供給電力量} \times \frac{1}{1-\text{損失率}(33〔\text{損失率}〕\text{に定める損失率といたします。})} - \text{需要抑制量調整受電計画電力量}$$

(b) 当該需要場所に係る供給地点で計量された接続供給電力量を損失率で修正した値が，ベースラインと一致またはベースラインを下回り，かつ，ベースラインから需要抑制量調整受電計画電力量を差し引いた値と一致またはベースラインから需要抑制量調整受電計画電力量を差し引いた値を上回るとき。

ベースライン　－　需要抑制量調整受電計画電力量

(c) 当該需要場所に係る供給地点で計量された接続供給電力量を損失率で修正した値が，ベースラインから需要抑制量調整受電計画電力量を差し引いた値を下回るとき。

$$\text{接続供給電力量} \times \frac{1}{1-\text{損失率}(33〔\text{損失率}〕\text{に定める損失率といたします。})}$$

b　１ベースラインに係る需要場所を複数とする場合

(a) 当該需要場所に係る供給地点で計量された接続供給電力量を損

失率で修正した値の合計値が，ベースラインを上回るとき。

当該需要場所に係る(d)によって算定された値の合計値 － 需要抑制量調整受電計画電力量

(b) 当該需要場所に係る供給地点で計量された接続供給電力量を損失率で修正した値の合計値が，ベースラインと一致またはベースラインを下回り，かつ，ベースラインから需要抑制量調整受電計画電力量を差し引いた値と一致またはベースラインから需要抑制量調整受電計画電力量を差し引いた値を上回るとき。

ベースライン － 需要抑制量調整受電計画電力量

(c) 当該需要場所に係る供給地点で計量された接続供給電力量を損失率で修正した値の合計値が，ベースラインから需要抑制量調整受電計画電力量を差し引いた値を下回るとき。

当該需要場所に係る(d)によって算定された値の合計値

(d) (a)および(c)にいう(d)によって算定された値とは，次の算式により算定された値といたします。

$$\text{接続供給電力量} \times \frac{1}{1-\text{損失率}(33〔\text{損失率}〕\text{に定める損失率といたします。})}$$

(ﾛ) 需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量および需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量の算定方法として，(14)ロを適用している場合は，次の算式により算定された値

ベースライン　－　需要抑制量調整受電計画電力量

(11) 接続対象計画電力

接続対象計画電力は，(12)の接続対象計画電力量に２を乗じてえた値とし，30分ごとに算定いたします。

(12) 接続対象計画電力量

接続対象計画電力量は，30分ごとの接続対象電力量の計画値（供給地点が複数ある場合は，その合計値といたします。）で，契約者があらかじめ電力広域的運営推進機関を通じて当社に通知する需要想定値といたします。ただし，別表９（需要計画・調達計画・販売計画）に定める当日計画の需要想定値に対する取引計画（調達計画から販売計画を差し引いたものといたします。）が30分ごとに需要想定値と一致しない等の場合は，別表７（発電量調整受電計画電力量，接続対象計画電力量および需要抑制量調整受電計画電力量に関する取扱い）(2)のとおりといたします。

(13) 需要抑制量調整受電電力

需要抑制量調整受電電力は，(14)の需要抑制量調整受電電力量に２を乗じてえた値とし，30分ごとに算定いたします。

⑭ 需要抑制量調整受電電力量

需要抑制量調整受電電力量は，30分ごとに，需要場所ごとに，あらかじめ定めたイまたはロによって算定された値といたします。

イ　需要抑制量調整受電計画電力量を上限として，需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量および需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量を算定する場合は，次の算式により算定された値

(ｲ) 当該需要場所に係る供給地点で計量された接続供給電力量を損失率で修正した値（１ベースラインに係る需要場所を複数とする場合は，当該需要場所に係る供給地点で計量された接続供給電力量を損失率で修正した値の合計値といたします。）が，ベースラインを上回る場合

需要抑制量調整受電電力量　＝０

(ﾛ) 当該需要場所に係る供給地点で計量された接続供給電力量を損失率で修正した値（１ベースラインに係る需要場所を複数とする場合は，当該需要場所に係る供給地点で計量された接続供給電力量を損失率で修正した値の合計値といたします。）がベースラインと一致またはベースラインを下回り，かつ，ベースラインから需要抑制量調整受電計画電力量を差し引いた値と一致またはベースラインから需要抑制量調整受電計画電力量を差し引いた値を上回る場合

$$\text{需要抑制量調整受電電力量} = \text{ベースライン} - \text{接続供給電力量} \times \frac{1}{1-\text{損失率}}$$

（33〔損失率〕に定める損失率といたします。）

(ハ) 当該需要場所に係る供給地点で計量された接続供給電力量を損失率で修正した値（１ベースラインに係る需要場所を複数とする場合は，当該需要場所に係る供給地点で計量された接続供給電力量を損失率で修正した値の合計値といたします。）が，ベースラインから需要抑制量調整受電計画電力量を差し引いた値を下回る場合

需要抑制量調整受電電力量　＝　需要抑制量調整受電計画電力量

ロ　イ以外の場合は，次の算式により算定された値（１ベースラインに係る需要場所を複数とする場合，ベースラインから差し引く値は，当該需要場所に係る供給地点で計量された接続供給電力量を損失率で修正した値の合計値といたします。）といたします。ただし，算定された値が零を下回る場合，需要抑制量調整受電電力量は零といたします。

$$\text{需要抑制量調整受電電力量} = \text{ベースライン} - \text{接続供給電力量} \times \frac{1}{1-\text{損失率}}$$

（33〔損失率〕に定める損失率といたします。）

(15) 需要抑制量調整受電計画電力

需要抑制量調整受電計画電力は，(16)の需要抑制量調整受電計画電力量に２を乗じてえた値とし，30分ごとに算定いたします。

(16) 需要抑制量調整受電計画電力量

需要抑制量調整受電計画電力量は，当社が需要抑制契約者から受電する電気の30分ごとの電力量の計画値で，需要場所ごとに，需要抑制契約者が

あらかじめ電力広域的運営推進機関を通じて当社に通知する需要抑制計画値といたします。ただし，１ベースラインに係る需要場所を複数とする場合は，当該ベースラインにもとづく需要抑制量調整受電計画電力量といたします。また，別表11（需要抑制計画・調達計画・販売計画・ベースライン）に定める当日計画の調達計画が30分ごとに販売計画の値と一致しない等の場合は，別表７（発電量調整受電計画電力量，接続対象計画電力量および需要抑制量調整受電計画電力量に関する取扱い）(3)のとおりといたします。

⑰ ベースライン

ベースラインは，需要抑制量調整供給に係る需要抑制を行なわない場合の需要場所に係る供給地点で計量される接続供給電力量を損失率で修正した電力量の計画値で，需要場所ごと（15〔契約および託送供給等の単位〕(3)イまたはロの場合は１接続送電サービスまたは１臨時接続送電サービスごとといたします。）に，需要抑制契約者があらかじめ電力広域的運営推進機関を通じて当社に通知するものといたします。ただし，需要抑制契約者が１ベースラインに係る需要場所を複数とする場合は，当該複数の需要場所に対して１ベースラインといたします。

⑱ 最大連系電力等

最大連系電力等は，次のとおりといたします。

イ　低圧で受電する場合

発電量調整受電電力の最大値といたします。

ロ　高圧または特別高圧で受電する場合

30分ごとの連系電力の最大値であって，記録型計量器により計量される値といたします。

⑲ 最大需要電力等

最大需要電力等は，次のとおりといたします。

イ　低圧で供給する場合

接続供給電力の最大値といたします。

ロ　高圧または特別高圧で供給する場合

30分ごとの需要電力の最大値であって，記録型計量器により計量される値といたします。

なお，当社が分割接続供給を行なう供給地点における，それぞれの契約者に係る最大需要電力等は，次のとおりといたします。

(ｲ) 15（契約および託送供給等の単位）(2)イ(ｲ)により当社が分割接続供給を行なう場合

非需要追随供給者に係る最大需要電力等および需要追随供給者に係る最大需要電力等は，それぞれの契約者に係る接続供給電力の最大値等といたします。

(ﾛ) 15（契約および託送供給等の単位）(2)イ(ﾛ)により当社が分割接続供給を行なう場合

a　当該供給地点における最大需要電力等が非需要追随供給者に係る接続送電サービス契約電力または臨時接続送電サービス契約電力と一致または上回る場合

非需要追随供給者に係る最大需要電力等は，当該契約者に係る接続送電サービス契約電力または臨時接続送電サービス契約電力とし，需要追随供給者に係る最大需要電力等は，当該供給地点における最大需要電力等から，非需要追随供給者に係る接続送電サービス契約電力または臨時接続送電サービス契約電力を差し引いた値とい

たします。

b　当該供給地点における最大需要電力等が非需要追随供給者に係る接続送電サービス契約電力または臨時接続送電サービス契約電力を下回る場合

非需要追随供給者に係る最大需要電力等は，当該供給地点における最大需要電力等とし，需要追随供給者に係る最大需要電力等は，零といたします。

(ハ) 15（契約および託送供給等の単位）(2)ロにより当社が分割接続供給を行なう場合

それぞれの契約者に係る最大需要電力等は，それぞれの契約者に係る接続供給電力の最大値等といたします。

⑳ 発電量調整受電計画差対応補給電力量

発電量調整受電計画差対応補給電力量は，発電バランシンググループごとにイまたはロによって算定された値の合計値といたします。

イ　発電量調整供給に係る発電設備等が調整電源に該当する場合は，(2)イにより計量された30分ごとの発電量調整受電電力量が(4)イにより通知されたその30分における発電量調整受電計画電力量を下回るときに，30分ごとに，次の算式により算定された値といたします。ただし，発電量調整受電計画差対応補給電力量の算定上，調整電源の故障等が発生した場合を除き，(2)イにかかわらず，その30分ごとの発電量調整受電計画電力量をその30分ごとの発電量調整受電電力量とみなします。

$$\text{発電量調整受電計画差対応補給電力量} = \text{発電量調整受電計画電力量} - \text{発電量調整受電電力量}$$

ロ　発電量調整供給に係る発電設備等が調整電源に該当しない場合は，次の(ｲ)，(ﾛ)および(ﾊ)によって算定された値といたします。

(ｲ) (2)ロにより計量された30分ごとの発電量調整受電電力量が(4)ロにより通知されたその30分における発電量調整受電計画電力量を下回る場合に，30分ごとに，次の算式により算定された値といたします。

発電量調整受電計画差対応補給電力量 ＝ 発電量調整受電計画電力量 － 発電量調整受電電力量

(ﾛ) 次の場合で，給電指令時補給を行なったときは，発電量調整受電計画差対応補給電力量の算定上，(2)ロにかかわらず，当該発電設備等の30分ごとの発電量調整受電計画電力量を当該受電地点における30分ごとの発電量調整受電電力量とみなします。この場合，当該発電設備等の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量の算定上，当該受電地点のみによる発電バランシンググループが設定されているとみなし，その発電量調整受電計画差対応補給電力量は，30分ごとに，次の算式により算定された値といたします。

発電量調整受電計画差対応補給電力量 ＝ 発電量調整受電計画電力量 － 発電量調整受電電力量

a　当社が指定する要件を有する発電設備等であって別途当社と給電指令時補給電力料金に関する契約を締結する設備に対して出力の抑制を実施した場合

b　41（給電指令の実施等）(2)イの場合で，原則として30分ごとの実需給の開始時刻の１時間前以降に発電量調整供給に係る発電設備

等に対してあらかじめ当社が指定した送電線１回線，変圧器１台その他の電力設備の単一故障の発生時に保護装置により行なわれるすみやかな発電抑制または発電遮断（以下「Ｎ－１電制」といいます。）を実施したとき。

c　41（給電指令の実施等）(2)ホの場合で，発電量調整供給に係る発電設備等に対して出力の抑制を実施したとき。

d　41（給電指令の実施等）(2)への場合で，ファーム電源に対して出力の抑制を実施したとき。

(ハ) 次の場合で，給電指令時補給を行なったときは，発電量調整受電計画差対応補給電力量の算定上，(2)ロにかかわらず，当該発電設備等の30分ごとの発電量調整受電計画電力量を当該受電地点における30分ごとの発電量調整受電電力量とみなします。この場合，当該発電設備等の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量の算定上，当該受電地点のみによる発電バランシンググループが設定されているとみなし，その発電量調整受電計画差対応補給電力量は，30分ごとに，次により算定された値といたします。

a　41（給電指令の実施等）(2)イ，ロ，ハまたはトの場合の給電指令等および41（給電指令の実施等）(2)ホの場合の給電指令等により，同時に出力の抑制を実施した場合

(a) 発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が，41（給電指令の実施等）(2)ホによる出力抑制対象電力量（41〔給電指令の実施等〕(2)ホの場合の出力の抑制に係る電力量をいいます。）を下回る場合

41（給電指令の実施等）(2)ホによって出力の抑制を実施した

場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，次の算式により算定された値とし，41（給電指令の実施等）(2)イ，ロ，ハまたはトによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，零といたします。

発電量調整受電計画差対応補給電力量 ＝ 発電量調整受電計画電力量 － 発電量調整受電電力量

(b) 発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が，41（給電指令の実施等）(2)ホによる出力抑制対象電力量と一致または上回る場合

41（給電指令の実施等）(2)ホによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，41（給電指令の実施等）(2)ホによる出力抑制対象電力量とし，41（給電指令の実施等）(2)イ，ロ，ハまたはトによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，次の算式により算定された値といたします。

発電量調整受電計画差対応補給電力量 ＝ 発電量調整受電計画電力量 － 41（給電指令の実施等）(2)ホによる出力抑制対象電力量 － 発電量調整受電電力量

b　ファーム電源に対して，41（給電指令の実施等）(2)イ，ロ，ハまたはトの場合の給電指令等および41（給電指令の実施等）(2)への場合の給電指令等により，同時に出力の抑制を実施した場合

(a) 発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が，41（給電指令の実施等）(2)へによる出力抑制対象電力量（41〔給電指令の実施等〕(2)への場合の出力の抑制に係る電力量をいいます。）を下回る場合

41（給電指令の実施等）(2)へによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，次の算式により算定された値とし，41（給電指令の実施等）(2)イ，ロ，ハまたはトによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，零といたします。

発電量調整受電計画差対応補給電力量 ＝ 発電量調整受電計画電力量 － 発電量調整受電電力量

(b) 発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が，41（給電指令の実施等）(2)へによる出力抑制対象電力量と一致または上回る場合

41（給電指令の実施等）(2)へによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，41（給電指令の実施等）(2)への出力抑制対象電力量とし，41（給電指令の実施等）(2)イ，ロ，ハまたはトによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，次の算式により算定された値といたします。

発電量調整受電計画差対応補給電力量 ＝ 発電量調整受電計画電力量 － 41（給電指令の実施等）(2)へによる出力抑制対象電力量 － 発電量調整受電電力量

c　ノンファーム電源であり，かつ，当社が指定する要件を有する発電設備等であって別途当社と給電指令時補給電力料金に関する契約を締結する設備に対して，41（給電指令の実施等）(2)への場合の給電指令等および41（給電指令の実施等）(2)トの場合の給電指令等により，同時に出力の抑制を実施した場合

(a) 発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が，41（給電指令の実施等）(2)へによる出力抑制対象電力量を下回る場合

41（給電指令の実施等）(2)へによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，次の算式により算定された値とし，41（給電指令の実施等）(2)トによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，零といたします。

発電量調整受電計画差対応補給電力量 ＝ 発電量調整受電計画電力量 － 発電量調整受電電力量

(b) 発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が，41（給電指令の実施等）(2)へによる出力抑制対象電力量と一致または上回る場合

41（給電指令の実施等）(2)へによって出力の抑制を実施した

場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，41（給電指令の実施等）(2)へによる出力抑制対象電力量とし，41（給電指令の実施等）(2)トによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，次の算式により算定された値といたします。

発電量調整受電計画差対応補給電力量 ＝ 発電量調整受電計画電力量 － 41（給電指令の実施等）(2)へによる出力抑制対象電力量 － 発電量調整受電電力量

d　41（給電指令の実施等）(2)ホの場合の給電指令等および41（給電指令の実施等）(2)への場合の給電指令等により，同時に出力の抑制を実施した場合

(a) 発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が，41（給電指令の実施等）(2)へによる出力抑制対象電力量を下回る場合

41（給電指令の実施等）(2)へによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，次の算式により算定された値とし，41（給電指令の実施等）(2)ホによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，零といたします。

発電量調整受電計画差対応補給電力量 ＝ 発電量調整受電計画電力量 － 発電量調整受電電力量

(b) 発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引

いた値が，41（給電指令の実施等）(2)へによる出力抑制対象電力量と一致または上回る場合

41（給電指令の実施等）(2)へによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，41（給電指令の実施等）(2)へによる出力抑制対象電力量とし，41（給電指令の実施等）(2)ホによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，次の算式により算定された値といたします。

発電量調整受電計画差対応補給電力量 ＝ 発電量調整受電計画電力量 － 41（給電指令の実施等）(2)へによる出力抑制対象電力量 － 発電量調整受電電力量

e　41（給電指令の実施等）(2)イ，ロ，ハまたはトの場合の給電指令等，41（給電指令の実施等）(2)ホの場合の給電指令等および41（給電指令の実施等）(2)への場合の給電指令等により，同時に出力の抑制を実施した場合

(a) 発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が，41（給電指令の実施等）(2)へによる出力抑制対象電力量を下回る場合

41（給電指令の実施等）(2)へによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，次の算式により算定された値とし，41（給電指令の実施等）(2)イ，ロ，ハまたはトによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給および41（給電指令の実施等）(2)ホによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受

電計画差対応補給電力量は，零といたします。

発電量調整受電計画差対応補給電力量 ＝ 発電量調整受電計画電力量 － 発電量調整受電電力量

(b) 発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が，41（給電指令の実施等）(2)へによる出力抑制対象電力量と一致または上回り，かつ，41（給電指令の実施等）(2)へによる出力抑制対象電力量に41（給電指令の実施等）(2)ホによる出力抑制対象電力量を加えた値を下回る場合

41（給電指令の実施等）(2)へによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，41（給電指令の実施等）(2)へによる出力抑制対象電力量とし，41（給電指令の実施等）(2)ホによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，次の算式により算定された値とし，41（給電指令の実施等）(2)イ，ロ，ハまたはトによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，零といたします。

発電量調整受電計画差対応補給電力量 ＝ 発電量調整受電計画電力量 － 41（給電指令の実施等）(2)へによる出力抑制対象電力量 － 発電量調整受電電力量

(c) 発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が，41（給電指令の実施等）(2)へによる出力抑制対象電力量に41（給電指令の実施等）(2)ホによる出力抑制対象電力

量を加えた値と一致または上回る場合

41（給電指令の実施等）(2)ホによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，41（給電指令の実施等）(2)ホによる出力抑制対象電力量とし，41（給電指令の実施等）(2)ヘによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，41（給電指令の実施等）(2)ヘによる出力抑制対象電力量とし，41（給電指令の実施等）(2)イ，ロ，ハまたはトによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，次の算式により算定された値といたします。

発電量調整受電計画差対応補給電力量 ＝ 発電量調整受電計画電力量 － 41（給電指令の実施等）(2)ホによる出力抑制対象電力量 － 41（給電指令の実施等）(2)ヘによる出力抑制対象電力量 － 発電量調整受電電力量

(21) 発電量調整受電計画差対応余剰電力量

発電量調整受電計画差対応余剰電力量は，発電バランシンググループごとにイまたはロによって算定された値の合計値といたします。

イ　発電量調整供給に係る発電設備等が調整電源に該当する場合は，(2)イにより計量された30分ごとの発電量調整受電電力量が(4)イにより通知されたその30分における発電量調整受電計画電力量を上回るときに，30分ごとに，次の算式により算定された値といたします。ただし，発電量調整受電計画差対応余剰電力量の算定上，調整電源の故障等が発生した場合を除き，(2)イにかかわらず，その30分ごとの発電量調整受電計画電力量をその30分ごとの発電量調整受電電力量とみなします。

発電量調整受電計画差対応余剰電力量 ＝ 発電量調整受電電力量 － 発電量調整受電計画電力量

ロ　発電量調整供給に係る発電設備等が調整電源に該当しない場合は，(2)ロにより計量された30分ごとの発電量調整受電電力量が(4)ロにより通知されたその30分における発電量調整受電計画電力量を上回るときに，30分ごとに，次の算式により算定された値といたします。ただし，当社が指定する要件を有する発電設備等であって別途当社と給電指令時補給電力料金に関する契約を締結する設備に対して出力の抑制を実施し，給電指令時補給を行なった場合，41（給電指令の実施等）(2)イの場合で，原則として30分ごとの実需給の開始時刻の１時間前以降に発電量調整供給に係る発電設備等に対してＮ－１電制を実施し，給電指令時補給を行なったとき，41（給電指令の実施等）(2)ホの場合で，発電量調整供給に係る発電設備等に対して出力の抑制を実施し，給電指令時補給を行なったときまたは41（給電指令の実施等）(2)への場合で，ファーム電源に対して出力の抑制を実施し，給電指令時補給を行なったときは，発電量調整受電計画差対応余剰電力量の算定上，(2)ロにかかわらず，当該発電設備等の30分ごとの発電量調整受電計画電力量を当該受電地点における30分ごとの発電量調整受電電力量とみなします。この場合，当該発電設備等の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量の算定上，当該受電地点のみによる発電バランシンググループが設定されているとみなし，その発電量調整受電計画差対応補給電力量の算定は，⑳ロによるものといたします。

発電量調整受電計画差対応余剰電力量 ＝ 発電量調整受電電力量 － 発電量調整受電計画電力量

⑵2 接続対象計画差対応補給電力量

接続対象計画差対応補給電力量は，30分ごとの接続対象電力量がその30分における接続対象計画電力量を上回る場合に，30分ごとに，次の算式により算定された値といたします。ただし，接続対象計画差対応補給電力量の算定上，調整負荷の使用に係る調整を行なった場合は，(8)にかかわらず，当該供給地点で計量された30分ごとの電力量に当社または当社の供給区域内で事業を営む配電事業者が行なった電気の使用に係る調整にもとづきその30分ごとに算定された値を加えた値を，当該供給地点におけるその30分ごとの接続供給電力量とみなし，接続対象電力量を算定いたします。

接続対象計画差対応補給電力量＝接続対象電力量－接続対象計画電力量

⑵3 接続対象計画差対応余剰電力量

接続対象計画差対応余剰電力量は，30分ごとの接続対象電力量がその30分における接続対象計画電力量を下回る場合に，30分ごとに，次の算式により算定された値といたします。ただし，接続対象計画差対応余剰電力量の算定上，調整負荷の使用に係る調整を行なった場合は，(8)にかかわらず，当該供給地点で計量された30分ごとの電力量に当社または当社の供給区域内で事業を営む配電事業者が行なった電気の使用に係る調整にもとづきその30分ごとに算定された値を加えた値を，当該供給地点におけるその30分ごとの接続供給電力量とみなし，接続対象電力量を算定いたします。

接続対象計画差対応余剰電力量＝接続対象計画電力量－接続対象電力量

⑵4 需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量

需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量は，30分ごとの⑴4の需要抑制量調整受電電力量がその30分における⑴6の需要抑制量調整受電計画電力量を下回る場合に，需要抑制バランシンググループごとに，30分ごとに，イまたはロによって算定された値の合計値といたします。ただし，需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量の算定上，調整負荷の使用に係る調整を行なった場合で，⑴4イまたはロにかかわらず，当該需要場所に係る接続供給電力量を損失率で修正した値が，ベースラインを上回るとき，またはベースラインを下回り，かつ，ベースラインから需要抑制量調整受電計画電力量を差し引いた値を上回るときは，当該需要場所に係る需要抑制量調整受電計画電力量を当該需要場所に係る需要抑制量調整受電電力量とみなします。

イ　需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量の算定方法として⑴4ロを適用している場合で，30分ごとの⑴4の需要抑制量調整受電電力量が零となるときは，次の算式により算定された値といたします。

$$\text{需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量} = \text{需要抑制量調整受電計画電力量} + \text{接続供給電力量} \times \frac{1}{1-\text{損失率}(33[\text{損失率}]\text{に定める損失率といたします。})} - \text{ベースライン}$$

ロ　イ以外の場合は，次の算式により算定された値といたします。

需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量 ＝ 需要抑制量調整受電計画電力量 － 需要抑制量調整受電電力量

⑵5 需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量

需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量は，30分ごとの⑵4の需要抑制量調整受電電力量がその30分における⑵6の需要抑制量調整受電計画電力量を上回る場合に，需要抑制バランシンググループごとに，30分ごとに，次の算式により算定された値の合計値といたします。ただし，需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量の算定上，調整負荷の使用に係る調整を行なった場合で，⑵4ロにかかわらず，当該需要場所に係る接続供給電力量を損失率で修正した値が，ベースラインの値から需要抑制量調整受電計画電力量を差し引いた値を下回るときは，当該需要場所に係る需要抑制量調整受電計画電力量を当該需要場所に係る需要抑制量調整受電電力量とみなします。

需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量 ＝ 需要抑制量調整受電電力量 － 需要抑制量調整受電計画電力量

⑵6 定額接続送電サービスの適用を受ける場合の電力量は，別表８（電力量の協定）を基準として，あらかじめ契約者と当社との協議によって定めます。この場合，協議により定めた値を，供給地点で計量された電力量といたします。

⑵7 定額接続送電サービスの適用を受ける場合を除き，技術上，経済上やむをえない場合等特別の事情がある場合で，計量器を取り付けないときの電力量または最大需要電力等は，別表８（電力量の協定）を基準として，あ

らかじめ契約者と当社との協議（分割接続供給の場合は，双方の契約者と当社との協議といたします。）によって定めます。この場合，協議により定めた値を，供給地点で計量された電力量または最大需要電力等といたします。

⑵8 29（検針日）(2)または(3)の場合で，検針を行なわなかったときの電力量，最大連系電力等または最大需要電力等は，別表８（電力量の協定）を基準として，原則として，契約者または発電契約者と当社との協議（分割接続供給の場合は，双方の契約者と当社との協議といたします。）によって定めます。この場合，協議により定めた値を，受電地点または供給地点で計量された電力量，最大連系電力等または最大需要電力等といたします。

⑵9 15（契約および託送供給等の単位）(1)において，１需要場所または１発電場所につき，複数計量をもって託送供給または発電量調整供給を行なう場合で，特別の事情があるときは，その需要場所または発電場所における30分ごとの電力および電力量は，計量器ごとに計量された電力および電力量をそれぞれ30分ごとに合計して算定された値とすることがあります。

⑶0 そ の 他

イ　受電地点において，他の発電量調整供給契約等と同一計量する場合は，30分ごとの受電地点で計量された電力量を原則として39（託送供給等の実施）によりあらかじめ定められたその30分の電力量の計画値および仕訳に係る順位にもとづいて仕訳いたします。ただし，発電契約者から発電場所において発電契約者等の負担により，発電契約者等で取り付けた計量器により計量された発電設備等ごとの電力量にもとづく仕訳の申出がある場合で，当社が適当と認めるときは，30分ごとの受電地点で

計量された電力量を当該受電地点における発電設備等ごとの計量器により計量された電力量にもとづいて仕訳することがあります。この場合，仕訳に必要となる発電設備等ごとの電力量は，契約者または発電契約者から当社に通知していただきます。

なお，30分ごとに，受電地点において計量された電力量の仕訳を行なう場合は，電力および電力量の算定上，仕訳後の電力量を受電地点で計量された電力量とみなします。

ロ　分割接続供給の場合の30分ごとの供給地点で計量された電力量は，次により仕訳いたします。この場合，電力および電力量の算定上，仕訳後の電力量を供給地点で計量された電力量とみなします。

(ｲ) 15（契約および託送供給等の単位）(2)イ(ｲ)により当社が分割接続供給を行なう場合

a　供給地点で計量された電力量が通告電力量を下回る場合

原則として，非需要追随供給者に係る電力量は，供給地点で計量された電力量とし，需要追随供給者に係る電力量は，零といたします。

b　供給地点で計量された電力量が通告電力量と一致または上回る場合

非需要追随供給者に係る電力量は，通告電力量とし，需要追随供給者に係る電力量は，次の式によります。

$$\text{需要追随供給者に係る電力量} = \text{供給地点で計量された電力量} - \text{通告電力量}$$

(ﾛ) 15（契約および託送供給等の単位）(2)イ(ﾛ)により当社が分割接続供給を行なう場合

a　供給地点で計量された電力量がベース電力量を下回る場合

原則として，非需要追随供給者に係る電力量は，供給地点で計量された電力量とし，需要追随供給者に係る電力量は，零といたします。

b　供給地点で計量された電力量がベース電力量と一致または上回る場合

非需要追随供給者に係る電力量は，ベース電力量とし，需要追随供給者に係る電力量は，次の式によります。

$$\text{需要追随供給者に係る電力量} = \text{供給地点で計量された電力量} - \text{ベース電力量}$$

(ﾊ) 15（契約および託送供給等の単位）(2)ロにより当社が分割接続供給を行なう場合

それぞれの契約者の供給時間帯によって仕訳いたします。

ただし，34（料金の算定）(11)または(12)にもとづき料金の調整を行なうために，１供給地点につき，１接続送電サービスまたは１臨時接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービス料金または臨時接続送電サービス料金を算定するときには，電力および電力量の算定上，仕訳前の電力量を供給地点で計量された電力量といたします。

ハ　計量器の故障等により電力量，最大連系電力等または最大需要電力等を正しく計量できなかった場合または電力量の算定に計量値等を用いることが適当でない場合には，別表８（電力量の協定）を基準として，電

力量，最大連系電力等または最大需要電力等は，契約者または発電契約者と当社との協議（分割接続供給の場合は，双方の契約者と当社との協議といたします。）によって定めます。ただし，その１月の電力量の合計が計量できている場合で，30分ごとの電力量を正しく計量できなかったときまたは計量情報等を伝送することができなかったときは，30分ごとの電力量は，原則として，別表８（電力量の協定）(3)を基準として定め，定めた値を，受電地点または供給地点で計量された電力量といたします。

ニ　受電地点または供給地点ごとの計量等の結果は，各月ごとにすみやかに契約者または発電契約者および発電者にお知らせいたします。

なお，発電者への受電地点の計量等の結果のお知らせは，発電契約者を通じて行ないます。

33　損　失　率

損失率は，次のとおりといたします。

低圧で供給する場合	7.1パーセント
高圧で供給する場合	3.8パーセント
特別高圧で供給する場合	2.5パーセント

34　料金の算定

(1) 送電サービス料金，系統連系受電サービス料金，発電量調整受電計画差対応補給電力料金，発電量調整受電計画差対応余剰電力料金，接続対象計画差対応補給電力料金，接続対象計画差対応余剰電力料金，需要抑制量調整受電計画差対応補給電力料金，需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力

料金および給電指令時補給電力料金は，次の場合を除き，料金の算定期間を「１月」として算定いたします。

イ　接続供給，発電量調整供給もしくは需要抑制量調整供給を開始し，または接続供給契約，発電量調整供給契約，系統連系受電契約もしくは需要抑制量調整供給契約が消滅した場合

ロ　契約者が供給地点を新たに設定し，供給地点への接続供給を再開し，もしくは停止し，または供給地点を消滅させる場合

ハ　発電契約者が受電地点を新たに設定し，受電地点からの発電量調整供給を再開し，もしくは停止し，または受電地点を消滅させる場合

ニ　接続送電サービスの種別，臨時接続送電サービスの種別，予備送電サービスの種別，接続送電サービス契約電力，接続送電サービス契約電流，接続送電サービス契約容量，臨時接続送電サービス契約電流，臨時接続送電サービス契約容量，臨時接続送電サービス契約電力，予備送電サービス契約電力，ピークシフト電力，契約受電電力，同時最大受電電力等を変更したことにより，料金に変更があった場合

ホ　30（料金の算定期間）(1)イまたは(2)イの場合で供給側検針期間または受電側検針期間の日数がその供給側検針期間または受電側検針期間の始期に対応する検針の基準となる日の属する月の日数に対し，５日を上回り，または下回るとき。

ヘ　30（料金の算定期間）(1)ロまたは(2)ロの場合で供給側計量期間または受電側計量期間の日数がその供給側計量期間または受電側計量期間の始期に対応する検針の基準となる日の属する月の日数に対し，５日を上回り，または下回るとき。

ト　分割接続供給を開始し，または解消したとき。

(2) 当社は，(1)ロ，ハ，ニ，ホ，ヘまたはトの場合は，基本料金，定額接続送電サービスの接続送電サービス料金，予備送電サービス料金，ピークシフト割引額または系統設備効率化割引額について，次の算式により日割計算をいたします。

イ　基本料金，定額接続送電サービスの接続送電サービス料金または予備送電サービス料金を日割りする場合

$$1\text{月の該当料金} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{供給側検針期間または受電側検針期間の日数}}$$

ただし，(1)ホまたはヘに該当する場合は，

$$1\text{月の該当料金} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦　日　数}}$$

といたします。

ロ　ピークシフト割引額または系統設備効率化割引額を日割りする場合

$$1\text{月の該当割引額} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{供給側検針期間または受電側検針期間の日数}}$$

ただし，(1)ホまたはヘに該当する場合は，

$$1\text{月の該当割引額} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦　日　数}}$$

といたします。

(3) (1)ロの場合により日割計算をするときは，日割計算対象日数には契約者が供給地点を新たに設定する日および再開日を含み，停止日および消滅日を除きます。

また，(1)ニの場合により日割計算をするときは，変更後の料金は，変更のあった日から適用いたします。

(4) (1)ハの場合により日割計算をするときは，日割計算対象日数には発電契約者が受電地点を新たに設定する日および再開日を含み，停止日および消滅日を除きます。

また，(1)ニの場合により日割計算をするときは，変更後の料金は，変更のあった日から適用いたします。

(5) 契約者が供給地点を新たに設定し，もしくは供給地点を消滅させる場合，または発電契約者が受電地点を新たに設定し，もしくは受電地点を消滅させる場合の(2)イおよびロにいう供給側検針期間または受電側検針期間の日数は，次のとおりといたします。

イ　供給地点または受電地点を新たに設定した場合

供給地点または受電地点を新たに設定した日の直前のその供給地点または受電地点の属する検針区域の検針日から，その供給地点または受電地点を新たに設定した直後の検針日の前日までの日数といたします。

ロ　供給地点または受電地点を消滅させる場合

消滅日の直前の検針日から，当社が次回の検針日として契約者または

発電契約者にあらかじめお知らせした日の前日までの日数といたします。

(6) 定額接続送電サービスの適用を受ける場合または32（電力および電力量の算定）(27)の場合は，契約者が供給地点を新たに設定し，または供給地点を消滅させるときの(2)イおよびロにいう供給側検針期間の日数は，(5)に準ずるものといたします。この場合，(5)にいう検針日は，その供給地点の属する検針区域の検針日とし，当社が次回の検針日として契約者にあらかじめお知らせした日は，消滅日の直後のその供給地点の属する検針区域の検針日といたします。

(7) 30（料金の算定期間）(1)ロまたは(2)ロの場合は，(2)イおよびロにいう供給側検針期間または受電側検針期間の日数は，供給側計量期間または受電側計量期間の日数といたします。ただし，契約者が供給地点を新たに設定し，もしくは供給地点を消滅させる場合，または発電契約者が受電地点を新たに設定し，もしくは受電地点を消滅させる場合の(2)イおよびロにいう供給側検針期間または受電側検針期間の日数は，(5)に準ずるものといたします。この場合，(5)にいう検針日は，計量日といたします。

(8) 契約者が供給地点を新たに設定し，もしくは供給地点を消滅させる場合，または発電契約者が受電地点を新たに設定し，もしくは受電地点を消滅させる場合の(2)イおよびロにいう暦日数は，次のとおりといたします。

イ　供給地点または受電地点を新たに設定した場合

その供給地点または受電地点の属する検針区域の検針の基準となる日（その供給地点または受電地点を新たに設定した日が含まれる供給側検針期間または受電側検針期間の始期に対応するものといたします。）の

属する月の日数といたします。

ロ　供給地点または受電地点を消滅させる場合

その供給地点または受電地点の属する検針区域の検針の基準となる日（消滅日の前日が含まれる供給側検針期間または受電側検針期間の始期に対応するものといたします。）の属する月の日数といたします。

(9) 高圧または特別高圧で供給する場合で，力率に変更があるときは，次により基本料金を算定いたします。

イ　力率に変更を生ずるような負荷設備の変更等がある場合は，その前後の力率にもとづいて，(2)イにより日割計算をいたします。

ロ　負荷設備の変更等がない場合で，協議によって力率を変更するときは，変更の日を含むその１月から変更後の力率によります。

(10) 供給地点への接続供給または受電地点における発電量調整供給の停止期間中の料金の日割計算を行なう場合は，(2)イおよびロの日割計算対象日数は，停止期間中の日数といたします。この場合，停止期間中の日数には，接続供給または発電量調整供給を停止した日を含み，接続供給または発電量調整供給を再開した日は含みません。また，停止日に接続供給または発電量調整供給を再開する場合は，その日は停止期間中の日数には含みません。

(11) 当社が分割接続供給を行なう供給地点において，それぞれの契約者に係る接続送電サービス料金の合計と，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービス料金との間に差が生ずるときは，次のとおり接続送電サービス料金の調整を行ないます。

イ　15（契約および託送供給等の単位）(2)イにより当社が分割接続供給を行なう場合

(ｲ) それぞれの契約者に係る接続送電サービス料金の合計額が，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービス料金を上回る場合は，その差額を非需要追随供給者に係る接続送電サービス料金から差し引きます。

(ﾛ) それぞれの契約者に係る接続送電サービス料金の合計額が，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービス料金を下回る場合は，その差額を非需要追随供給者に係る接続送電サービス料金に加算いたします。

ロ　15（契約および託送供給等の単位）(2)ロにより当社が分割接続供給を行なう場合

(ｲ) それぞれの契約者に係る接続送電サービス料金の合計額が，１供給地点につき，１接続送電サービス料金を上回る場合は，その差額をあらかじめ定めた契約者に係る接続送電サービス料金から差し引きます。

(ﾛ) それぞれの契約者に係る接続送電サービス料金の合計額が，１供給地点につき，１接続送電サービス料金を下回る場合は，その差額をあらかじめ定めた契約者に係る接続送電サービス料金に加算いたします。

(12) 当社が分割接続供給を行なう供給地点において，それぞれの契約者に係る臨時接続送電サービス料金の合計と，１供給地点につき，１臨時接続送電サービスを適用した場合の臨時接続送電サービス料金との間に差が生ずるときは，(11)に準じて臨時接続送電サービス料金の調整を行ないます。

(13) 当社が分割接続供給を行なう供給地点において，予備送電サービスをあわせて適用し，それぞれの契約者に係る予備送電サービス料金の合計と，

１供給地点につき，１予備送電サービスを適用した場合の予備送電サービス料金との間に差が生ずるときは，(11)に準じて予備送電サービス料金の調整を行ないます。

35　支払義務の発生および支払期日

(1) 日程等別料金の支払義務は，当該日程等別料金に係る19（料金）(1)ロに定める供給側料金算定日に発生するものといたします。

(2) 系統連系受電サービス料金の支払義務は，当該系統連系受電サービス料金に係る19（料金）(3)ロに定める受電側料金算定日に発生するものといたします。

(3) 発電量調整受電計画差対応補給電力料金，発電量調整受電計画差対応余剰電力料金，接続対象計画差対応補給電力料金，接続対象計画差対応余剰電力料金，需要抑制量調整受電計画差対応補給電力料金，需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力料金および給電指令時補給電力料金の支払義務は，特別の事情がある場合を除き，料金の算定期間の翌々月の第５営業日（営業日は当社が定めます。）に発生いたします。ただし，32（電力および電力量の算定）(30)ハの場合で，料金の算定期間の翌々月の第５営業日以降に電力量を協議によって定めた場合は，その日といたします。

(4) (1)の日程等別料金，(2)の系統連系受電サービス料金または(3)の料金のうち発電量調整受電計画差対応補給電力料金，接続対象計画差対応補給電力料金，需要抑制量調整受電計画差対応補給電力料金もしくは給電指令時補給電力料金は，次の場合を除き，支払義務発生日の翌日から起算して30日目の日（以下「支払期日」といいます。）までに支払っていただきます。ただし，支払期日が金融機関の休業日の場合は，支払期日を直後の金融機関の休業日でない日まで延期するものといたします。

イ　58（解約等）(1)により解約となった場合

ロ　契約者，発電契約者，発電者または需要抑制契約者が振り出しもしくは引き受けた手形または振り出した小切手について銀行取引停止処分を受ける等支払停止状態に陥った場合

ハ　契約者，発電契約者，発電者または需要抑制契約者が破産手続き開始，再生手続き開始，更生手続き開始，特別清算開始もしくはこれらに類する法的手続きの申立てを受けまたは自ら申立てを行なった場合

ニ　契約者，発電契約者，発電者または需要抑制契約者が強制執行または担保権の実行としての競売の申立てを受けた場合

ホ　契約者，発電契約者，発電者または需要抑制契約者が公租公課の滞納処分を受けた場合

ヘ　その他の理由で契約者，発電契約者，発電者または需要抑制契約者に明らかに料金の支払いの延滞が生ずるおそれがあると当社が認め，その旨を当社が契約者，発電契約者，発電者または需要抑制契約者に通知した場合

(5) 契約者，発電契約者，発電者または需要抑制契約者が(4)イからヘまでのいずれかに該当する場合の支払期日は，次のとおり取り扱います。

イ　契約者，発電契約者，発電者または需要抑制契約者が(4)イからヘまでのいずれかに該当することとなった日までに支払義務が発生した料金で，かつ，支払いがなされていない料金（支払期日を超過していない料金に限ります。）については，契約者，発電契約者，発電者または需要抑制契約者が(4)イからヘまでのいずれかに該当することとなった日を支払期日といたします。ただし，契約者，発電契約者，発電者または需要抑制契約者が(4)イからヘまでのいずれかに該当することとなった日

が支払義務発生日から７日を経過していない場合には，支払義務発生日の翌日から起算して７日目を支払期日といたします。

ロ　契約者，発電契約者，発電者または需要抑制契約者が(4)イからへまでのいずれかに該当することとなった日の翌日以降に支払義務が発生する料金については，支払義務発生日の翌日から起算して７日目を支払期日といたします。

なお，(4)イからホまでのいずれかに該当する場合であっても，一定期間の支払いが遅滞なく行なわれる等，料金の支払状況から支払いの延滞が生ずるおそれがないと当社が認めるときは，支払義務発生日の翌日から起算して30日目を支払期日とすることがあります。この場合，当社はその旨を契約者，発電契約者，発電者または需要抑制契約者に通知いたします。ただし，この通知をした後，料金の支払いの延滞が生ずるおそれがあると当社が認める場合は，支払義務発生日の翌日から起算して７日目を支払期日とすることがあります。この場合も当社はその旨を契約者，発電契約者，発電者または需要抑制契約者に通知いたします。

(6) 当社は，発電量調整受電計画差対応余剰電力料金，接続対象計画差対応余剰電力料金または需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力料金を，支払期日までにお支払いいたします。ただし，支払期日が金融機関の休業日の場合は，支払期日を直後の金融機関の休業日でない日まで延期するものといたします。

36　料金その他の支払方法

(1) 契約者の料金その他の支払方法は，次によります。

イ　契約者の料金および工事費負担金その他については，そのつど，当社が指定した金融機関を通じて当社銀行口座への振込み等により支払って

いただきます。

なお，支払いにともなう費用は，契約者の負担といたします。

ロ　イの当社が指定した金融機関を通じた当社銀行口座への振込みによる支払いは，契約者がその金融機関に払い込まれたときになされたものといたします。

ハ　料金が支払期日までに支払われない場合は，支払期日の翌日から起算して支払いの日に至るまで，料金から消費税等相当額を差し引いた金額に対して，年10パーセント（閏年の日を含む期間についても，365日当たりの割合といたします。）の延滞利息を契約者から申し受けます。

なお，消費税等相当額の単位は，１円とし，その端数は，切り捨てます。

また，延滞利息は，原則として，契約者が延滞利息の算定の対象となる料金を支払われた直後に支払義務が発生する料金とあわせて契約者から支払っていただきます。

ニ　契約者の料金は，支払義務の発生した順序で支払っていただきます。

(2) 発電契約者の料金その他の支払方法は，次によります。

イ　発電契約者の料金については毎月，工事費負担金その他についてはそのつど，当社が指定した金融機関を通じて当社銀行口座への振込み等により支払っていただきます。

なお，支払いにともなう費用は，発電契約者の負担といたします。

ロ　イの当社が指定した金融機関を通じた当社銀行口座への振込みによる支払いは，発電契約者がその金融機関に払い込まれたときになされたものといたします。

ハ　料金が支払期日までに支払われない場合は，支払期日の翌日から起算

して支払いの日に至るまで，料金から消費税等相当額を差し引いた金額に対して，年10パーセント（閏年の日を含む期間についても，365日当たりの割合といたします。）の延滞利息を発電契約者から申し受けます。

なお，消費税等相当額の単位は，１円とし，その端数は，切り捨てます。

また，延滞利息は，原則として，発電契約者が延滞利息の算定の対象となる料金を支払われた直後に支払義務が発生する料金とあわせて発電契約者から支払っていただきます。

ニ　発電契約者の料金は，支払義務の発生した順序で支払っていただきます。

(3) 発電者の料金その他の支払方法は，次によります。

イ　発電者の料金については，ロによって支払われる場合を除き，そのつど，発電者から発電契約者に支払っていただきます。支払われた料金についてはそのつど，当社が指定した金融機関を通じて当社銀行口座への振込み等により発電契約者から当社へ引き渡していただきます。

なお，引き渡しにともなう費用は，発電契約者の負担といたします。

ロ　次の場合には，発電者の料金について，当社が指定した金融機関を通じて当社銀行口座への振込み等により発電者から支払っていただきます。

なお，支払いにともなう費用は，発電者の負担といたします。

(ｲ) 発電者が料金を支払期日までに発電契約者に支払われない場合

(ﾛ) 発電者の料金が発電契約者と発電者との間の電力受給に関する契約に係る料金を上回る場合で，発電契約者と発電者および発電契約者と

当社のそれぞれにおいて合意がなされたとき。

(ハ) その他当社が必要と認めた場合

ハ　発電者の料金について，支払いは，次のときになされたものといたします。

(イ) イの場合，発電者から発電契約者に支払われたとき。

(ロ) ロの当社が指定した金融機関を通じた当社銀行口座への振込みによる場合，発電者がその金融機関に払い込まれたとき。

ニ　料金が支払期日までに支払われない場合は，支払期日の翌日から起算して支払いの日に至るまで，料金から消費税等相当額を差し引いた金額に対して，年10パーセント（閏年の日を含む期間についても，365日当たりの割合といたします。）の延滞利息を発電者から申し受けます。

なお，消費税等相当額の単位は，１円とし，その端数は，切り捨てます。

また，延滞利息は，原則として，発電者が延滞利息の算定の対象となる料金を支払われた直後に支払義務が発生する料金とあわせて発電者から支払っていただきます。

ホ　発電者の料金は，原則として，支払義務の発生した順序で支払っていただきます。

ヘ　この約款によって支払いを要することとなった発電者の料金，延滞利息および契約超過金以外の債務（保証金，違約金その他この約款から生ずる金銭債務をいいます。）についてはそのつど，当社が指定した金融機関を通じて当社銀行口座への振込み等により発電者から支払っていただきます。

なお，支払いにともなう費用は，発電者の負担といたします。

(4) 需要抑制契約者の料金その他の支払方法は，次によります。

イ　需要抑制契約者の料金については毎月，当社が指定した金融機関を通じて当社銀行口座への振込み等により支払っていただきます。

なお，支払いにともなう費用は，需要抑制契約者の負担といたします。

ロ　イの当社が指定した金融機関を通じた当社銀行口座への振込みによる支払いは，需要抑制契約者がその金融機関に払い込まれたときになされたものといたします。

ハ　料金が支払期日までに支払われない場合には，支払期日の翌日から起算して支払いの日に至るまで，料金から消費税等相当額を差し引いた金額に対して，年10パーセント（閏年の日を含む期間についても，365日当たりの割合といたします。）の延滞利息を需要抑制契約者から申し受けます。

なお，消費税等相当額の単位は，１円とし，その端数は，切り捨てます。

また，延滞利息は，原則として，需要抑制契約者が延滞利息の算定の対象となる料金を支払われた直後に支払義務が発生する料金とあわせて需要抑制契約者から支払っていただきます。

ニ　需要抑制契約者の料金は，支払義務の発生した順序で支払っていただきます。

(5) 当社の料金その他の支払方法は，次によります。

イ　当社の料金については毎月，契約者，発電契約者または需要抑制契約者が指定した金融機関の銀行口座への振込みによってお支払いいたします。

なお，支払いにともなう費用は，当社の負担といたします。

ロ　料金の支払いは，当社がその金融機関に払い込みしたときになされたものといたします。

ハ　当社が料金を支払期日までに支払わない場合，当社は，支払期日の翌日から起算して支払いの日に至るまで，料金から消費税等相当額を差し引いた金額に対して，年10パーセント（閏年の日を含む期間についても，365日当たりの割合といたします。）の延滞利息を契約者，発電契約者または需要抑制契約者にお支払いいたします。

なお，消費税等相当額の単位は，１円とし，その端数は，切り捨てます。

また，延滞利息は，原則として，当社が延滞利息の算定の対象となる料金をお支払いした直後に支払義務が発生する料金とあわせてお支払いいたします。

37　保　証　金

(1) 契約者の場合は，次によります。

イ　当社は，次のいずれかに該当する場合で，必要と認められるときは，契約者から，接続供給の開始もしくは再開に先だって，または接続供給継続の条件として，それぞれ予想月額料金の３月分に相当する金額をこえない範囲で保証金を預けていただきます。

(ｲ) 支払期日を経過してなお料金を支払われなかった場合

(ﾛ) 30分ごとの接続対象電力量に対する接続対象計画電力量の割合が急激に低下したこと等によって，32（電力および電力量の算定）(22)によって算定された値が著しく大きい場合または32（電力および電力量の算定）(22)によって算定される値が著しく大きくなることが想定さ

れる場合で，接続対象計画電力量が接続対象電力量に比べて著しく不適当と認められ，43（適正契約の保持等）(3)によって当社が使用状態をすみやかに適正なものに修正するよう求めたにもかかわらず，その求めに応じていただけないとき。

(ハ) 新たに接続供給を希望され，または契約電力等を増加する場合

ロ　契約者は，当社があらかじめ定め，通知した期日までに保証金を預けていただきます。

ハ　当社は，保証金の預かり期間を２年以内で設定いたします。

なお，ニにより保証金を預けていただく場合は，そのときからあらためて２年以内の預かり期間を設定いたします。

ニ　当社は，接続供給契約が消滅した場合または支払期日を経過してなお料金を支払われなかった場合には，保証金を契約者の支払額に充当することがあります。この場合，当社は，あらためてイによって算定した金額と充当後の残額との差額を預けていただくことがあります。

ホ　当社は，保証金について利息を付しません。

ヘ　当社は，保証金の預かり期間満了前であっても接続供給契約が消滅した場合には，保証金を契約者にお返しいたします。ただし，ニにより支払額に充当した場合は，その残額をお返しいたします。

(2) 発電契約者の場合は，次によります。

イ　当社は，支払期日を経過してなお料金を支払われなかった発電契約者，または新たに発電量調整供給を希望され，もしくは契約受電電力等を増加する発電契約者から，発電量調整供給の開始もしくは再開に先だって，または発電量調整供給継続の条件として，予想月額料金の３月分に相当する金額をこえない範囲で保証金を預けていただくことがありま

す。

ロ　当社は，保証金の預かり期間を２年以内で設定いたします。

なお，ハにより保証金を預けていただく場合は，そのときからあらためて２年以内の預かり期間を設定いたします。

ハ　当社は，発電量調整供給契約が消滅した場合または支払期日を経過してなお料金を支払われなかった場合には，保証金を発電契約者の支払額に充当することがあります。この場合，当社は，あらためてイによって算定した金額と充当後の残額との差額を預けていただくことがあります。

ニ　当社は，保証金について利息を付しません。

ホ　当社は，保証金の預かり期間満了前であっても発電量調整供給契約が消滅した場合には，保証金を発電契約者にお返しいたします。ただし，ハにより支払額に充当した場合は，その残額をお返しいたします。

(3) 発電者の場合は，次によります。

イ　当社は，支払期日を経過してなお料金を支払われなかった発電者，または新たに受電地点の設定を希望され，もしくは同時最大受電電力を増加する発電者から，系統連系受電サービスの開始もしくは再開に先だって，または系統連系受電サービス継続の条件として，予想月額料金の３月分に相当する金額をこえない範囲で保証金を預けていただくことがあります。

ロ　当社は，保証金の預かり期間を２年以内で設定いたします。

なお，ハにより保証金を預けていただく場合は，そのときからあらためて２年以内の預かり期間を設定いたします。

ハ　当社は，系統連系受電契約が消滅した場合または支払期日を経過して

なお料金を支払われなかった場合には，保証金を発電者の支払額に充当することがあります。この場合，当社は，あらためてイによって算定した金額と充当後の残額との差額を預けていただくことがあります。

ニ　当社は，保証金について利息を付しません。

ホ　当社は，保証金の預かり期間満了前であっても系統連系受電契約が消滅した場合には，保証金を発電者にお返しいたします。ただし，ハにより支払額に充当した場合は，その残額をお返しいたします。

(4) 需要抑制契約者の場合は，次によります。

イ　当社は，支払期日を経過してなお料金を支払われなかった需要抑制契約者，または新たに需要抑制量調整供給を希望される需要抑制契約者から，需要抑制量調整供給の開始もしくは再開に先だって，または需要抑制量調整供給継続の条件として，予想月額料金の３月分に相当する金額をこえない範囲で保証金を預けていただくことがあります。

ロ　当社は，保証金の預かり期間を２年以内で設定いたします。

なお，ハにより保証金を預けていただく場合は，そのときからあらためて２年以内の預かり期間を設定いたします。

ハ　当社は，需要抑制量調整供給契約が消滅した場合または支払期日を経過してなお料金を支払われなかった場合には，保証金を需要抑制契約者の支払額に充当することがあります。この場合，当社は，あらためてイによって算定した金額と充当後の残額との差額を預けていただくことがあります。

ニ　当社は，保証金について利息を付しません。

ホ　当社は，保証金の預かり期間満了前であっても需要抑制量調整供給契約が消滅した場合には，保証金を需要抑制契約者にお返しいたします。

ただし，ハにより支払額に充当した場合は，その残額をお返しいたします。

38 連 帯 責 任

１接続供給契約において契約者が複数となる場合，接続対象計画差対応補給電力料金，給電指令時補給電力料金等に係る金銭債務および接続供給契約の履行に関する事項（接続送電サービス料金，臨時接続送電サービス料金，予備送電サービス料金，契約超過金，違約金または工事費負担金等に係る金銭債務を除きます。）については，複数の契約者全員が連帯して責任を負うものといたします。

Ⅴ 供　　給

39　託送供給等の実施

(1) 接続供給の場合

イ　電力量については，次のとおりにしていただきます。

(ｲ) 契約者は，別表９（需要計画・調達計画・販売計画）に定める翌日計画および当日計画の需要想定値が30分ごとに接続対象電力量と一致するようにしていただきます。

(ﾛ) 契約者は，別表９（需要計画・調達計画・販売計画）に定める翌日計画および当日計画の需要想定値に対する取引計画（調達計画から販売計画を差し引いたものといたします。）が30分ごとに別表９（需要計画・調達計画・販売計画）に定める翌日計画および当日計画の需要想定値と一致するようにしていただきます。

ロ　契約者は，接続供給の実施に先だち，需要計画，調達計画および販売計画を当社所定の様式により電力広域的運営推進機関を通じて当社に通知していただきます。この場合，原則として，需要計画，調達計画および販売計画の通知の期限および通知の内容は別表９（需要計画・調達計画・販売計画）のとおりといたします。また，当社は，契約者が通知した需要計画，調達計画または販売計画が不適当と認められる場合には，すみやかに適正なものに修正していただきます。

ハ　15（契約および託送供給等の単位）(2)イ(ｲ)により当社が分割接続供給を行なう場合，９（検討および契約の申込み）(4)イ(ﾜ) c の契約者は，分割接続供給の実施に先だち，通告電力量を当社所定の様式により

電力広域的運営推進機関を通じて当社に通知していただきます。

なお，通知の期限はあらかじめ双方の契約者と当社との協議によって定めます。

また，当社は，契約者が通知した通告電力量が不適当と認められる場合には，すみやかに適正なものに修正していただきます。

ニ　契約者は，当社が系統運用上の必要に応じてロに定める内容以外の計画を求めた場合には，すみやかにその計画を，原則として電力広域的運営推進機関を通じて，当社に通知していただきます。

ホ　契約者は，ロもしくはニで通知した計画またはハで通知した通告電力量を変更する必要が生じた場合には，すみやかに，原則として電力広域的運営推進機関を通じて，当社に通知していただきます。

ヘ　当社は，電気の需給状況，供給設備の状況その他によって，契約者から通知された計画について調整を行なうことがあります。

ト　当社は，41（給電指令の実施等）および82（保安等に対する発電者および需要者の協力等）に定める事項その他系統運用上必要な事項について，契約者および需要者と申合書を作成いたします。

(2) 振替供給の場合

イ　契約者は，当社が系統運用上の必要に応じて当社が指定する計画を求めた場合には，すみやかにその計画を，原則として電力広域的運営推進機関を通じて，当社に通知していただきます。

ロ　契約者は，イで通知した計画を変更する必要が生じた場合には，すみやかに，原則として電力広域的運営推進機関を通じて，当社に通知していただきます。

(3) 発電量調整供給の場合

イ　電力量については，次のとおりにしていただきます。

(ｲ) 発電契約者は，別表10（発電計画・調達計画・販売計画）に定める翌日計画および当日計画の発電計画と調達計画の合計値が30分ごとに販売計画の値と一致するようにしていただきます。

(ﾛ) 発電契約者は，発電量調整受電電力量を，30分ごとに別表10（発電計画・調達計画・販売計画）に定める翌日計画および当日計画の発電計画と一致するようにしていただきます。

ロ　発電契約者は，発電量調整供給の実施に先だち，発電計画，調達計画および販売計画を当社所定の様式により電力広域的運営推進機関を通じて当社に通知していただきます。この場合，原則として，発電計画，調達計画および販売計画の通知の期限および通知の内容は別表10（発電計画・調達計画・販売計画）のとおりといたします。また，当社は，発電契約者が通知した発電計画，調達計画または販売計画が不適当と認められる場合には，すみやかに適正なものに修正していただきます。

ハ　発電契約者は，当社が系統運用上の必要に応じてロに定める内容以外の計画を求めた場合には，すみやかにその計画を，原則として電力広域的運営推進機関を通じて，当社に通知していただきます。

ニ　当社は，供給設備の状況その他によって，発電契約者から通知された計画について調整を行なうことがあります。

ホ　発電契約者は，受電地点において他の発電量調整供給契約等と同一計量する場合は，発電者と協議のうえ，原則として，ロの発電計画の通知にあわせて，受電地点において計量される電力量の仕訳に係る順位を電力広域的運営推進機関を通じて当社に通知していただきます。

ヘ　発電契約者は，ロもしくはハで通知した計画またはホで通知した順位を変更する必要が生じた場合には，すみやかに，原則として電力広域的運営推進機関を通じて当社に通知していただきます。

なお，発電契約者が希望される場合で，運用方法の基本事項等について当社が確認できるときには，あらかじめ定めた発電場所について，別表10（発電計画・調達計画・販売計画）に定める当日計画を変更するときに限り，発電者を通じてこの変更を行なうことができます。この場合，当社は，あらかじめ発電契約者および発電者と協議のうえ必要な事項について別途申合書を作成いたします。

ト　41（給電指令の実施等）および82（保安等に対する発電者および需要者の協力等）に定める事項その他系統運用上必要な事項について，発電契約者および発電者と申合書を作成いたします。

(4) 需要抑制量調整供給の場合

イ　電力量については，次のとおりにしていただきます。

(ｲ) 需要抑制契約者は，別表11（需要抑制計画・調達計画・販売計画・ベースライン）に定める翌日計画および当日計画の調達計画が30分ごとに販売計画の値と一致するようにしていただきます。

(ﾛ) 需要抑制契約者は，需要抑制量調整受電電力量を，30分ごとに別表11（需要抑制計画・調達計画・販売計画・ベースライン）に定める翌日計画および当日計画の需要抑制計画と一致するようにしていただきます。

ロ　需要抑制契約者は，需要抑制量調整供給の実施に先だち，需要抑制計画，調達計画，販売計画およびベースラインを当社所定の様式により電力広域的運営推進機関を通じて当社に通知していただきます。この場

合，原則として，需要抑制計画，調達計画，販売計画およびベースラインの通知の期限および通知の内容は別表11（需要抑制計画・調達計画・販売計画・ベースライン）のとおりといたします。また，当社は，需要抑制契約者が通知した需要抑制計画，調達計画，販売計画またはベースラインが不適当と認められる場合には，すみやかに適正なものに修正していただきます。

ハ　需要抑制契約者は，当社が系統運用上の必要に応じてロに定める内容以外の計画を求めた場合には，すみやかにその計画を，原則として電力広域的運営推進機関を通じて，当社に通知していただきます。

ニ　当社は，供給設備の状況その他によって，需要抑制契約者から通知された計画について調整を行なうことがあります。

ホ　需要抑制契約者は，需要抑制を行なう需要場所において他の需要抑制量調整供給とあわせて需要抑制を行なう場合は，需要者と協議のうえ，ロの需要抑制計画の通知にあわせて，需要抑制量調整受電電力量の仕訳に係る順位を電力広域的運営推進機関を通じて当社に通知していただきます。

ヘ　需要抑制契約者は，ロもしくはハで通知した計画またはホで通知した順位を変更する必要が生じた場合には，すみやかに，原則として電力広域的運営推進機関を通じて当社に通知していただきます。

40　受電および供給の中止

当社は，非常変災の場合，当社の供給設備に故障が生じた場合等やむをえない場合は，契約者，発電契約者もしくは需要抑制契約者からの受電または契約者，発電契約者もしくは需要抑制契約者への供給を中止することがあります。

41　給電指令の実施等

(1) 当社は，系統運用上の制約その他によって必要な場合には，39（託送供給等の実施）(3)ニにかかわらず，発電者に定期検査または定期補修の時期を変更していただくことがあります。

(2) 当社は，低圧で受電または供給する場合を除き，次の場合には，契約者，発電契約者，発電者または需要者に給電指令を行ない，発電者に発電もしくは放電を調整し，もしくは中止していただき，需要者に電気の使用を制限し，もしくは中止していただき，または振替供給もしくは発電量調整供給の全部もしくは一部を中止することがあります。ただし，緊急やむをえない場合は，当社は，給電指令を行なうことなく，発電者に発電もしくは放電を調整し，もしくは中止していただき，需要者に電気の使用を制限し，もしくは中止していただき，または振替供給もしくは発電量調整供給の全部もしくは一部を中止することがあります。

イ　当社が維持および運用する供給設備に故障が生じ，または故障が生ずるおそれがある場合

ロ　当社が維持および運用する供給設備の点検，修繕，変更その他の工事上やむをえない場合

ハ　系統全体の需要が大きく低下し，調整電源による対策の実施にもかかわらず，原子力発電または水力発電を抑制する必要が生じた場合

ニ　振替供給の場合で，当社の供給区域内の需要に対する電気の供給に支障が生じ，または支障が生ずるおそれがあるとき。

ホ　イおよびロ以外の場合で，送電設備および変電設備で構成される電力系統のうち，当社の供給区域における最上位電圧から二階級の送電設備および変電設備で構成される電力系統ならびに当社が指定した電力系統

（以下「基幹系統」といいます。）における電気の潮流が系統安定度等にもとづき算定される運用可能な容量を超過し，または超過するおそれがあり，発電設備等の出力を抑制する必要が生じたとき。

ヘ　イおよびロ以外の場合で，送電設備および変電設備で構成される電力系統のうち，基幹系統および当社以外の一般送配電事業者との会社間連系点に至る供給設備以外の電力系統（以下「ローカル系統」といいます。）における電気の潮流が系統安定度等にもとづき算定される運用可能な容量を超過し，または超過するおそれがあり，発電設備等の出力を抑制する必要が生じたとき。

ト　その他電気の需給上または保安上必要がある場合

(3) 当社は，低圧で受電または供給する場合で，(2)イ，ロ，ホ，ヘまたはトのときには，発電者の発電もしくは放電または需要者の電気の使用を制限し，もしくは中止していただき，または振替供給もしくは発電量調整供給の全部もしくは一部を中止することがあります。

なお，この場合には，当社は，あらかじめその旨を広告その他によって発電者または需要者にお知らせいたします。ただし，緊急やむをえない場合は，この限りではありません。

42　受電および供給の中止または給電指令の実施にともなう金銭決済

(1) 当社は，接続供給において，受電地点を会社間連系点とする電気に係る振替供給契約にもとづく給電指令等により，原則として30分ごとの実需給の開始時刻の１時間前以降に当該振替供給等の全部または一部を中止された場合（会社間連系点等における電気の潮流が系統安定度等にもとづき算定される運用可能な容量を超過することにともなう場合に限ります。）は，当該振替供給等の中止の解除までの間，これにより小売電気事業，特

定送配電事業または自己等への電気の供給の用に供する電気に不足が生じたときには，不足電力を補給いたします。

(2) 当社は，発電量調整供給において，40（受電および供給の中止）または41（給電指令の実施等）(2)によって，原則として30分ごとの実需給の開始時刻の１時間前以降に発電者の発電もしくは放電を制限し，または中止した場合は，当該発電もしくは放電の制限または中止の解除までの間，これにより小売電気事業，特定送配電事業または自己等への電気の供給の用に供する電気に不足が生じたときには，低圧で受電する場合を除き，不足電力を補給いたします。ただし，発電量調整供給に係る発電設備等が調整電源に該当する場合（当該発電設備等に故障等が生じたときを除きます。）は適用いたしません。

(3) 当社は，40（受電および供給の中止）または41（給電指令の実施等）(2)もしくは(3)によって，契約者，発電契約者もしくは需要抑制契約者からの受電または契約者，発電契約者もしくは需要抑制契約者への供給を中止し，または発電者の発電もしくは放電または需要者の電気の使用を制限し，または中止した場合，これにともなう料金の減額は行ないません。

(4) 22（予備送電サービス）に対する利用の制限または中止についても，これにともなう料金の減額は行ないません。

(5) 当社は，41（給電指令の実施等）(2)イの場合で，発電量調整供給に係る発電設備等に対してＮ－１電制を実施したときは，これにより生じた小売電気事業，特定送配電事業または自己等への電気の供給の用に供する電気の不足電力量（以下「Ｎ－１電制時調達不足電力量」といいます。）の調達に要した費用の実費相当額に，Ｎ－１電制が実施された発電設備等を再度起動するために要した燃料費等の費用の実費を加えた金額から，Ｎ－

１電制が実施されなかったとしたときにその発電設備等がＮ－１電制時調達不足電力量を発電または放電するのに要したであろう費用に相当する金額を差し引いた金額について，電力広域的運営推進機関が認める範囲においてＮ－１電制オペレーション費用として発電契約者にお支払いいたします。

43　適正契約の保持等

(1) 当社は，契約者，発電契約者，発電者または需要抑制契約者との接続供給契約，振替供給契約，発電量調整供給契約，系統連系受電契約または需要抑制量調整供給契約が使用状態，発電・放電状態または需要抑制状態に比べて不適当と認められる場合には，その契約をすみやかに適正なものに変更していただきます。

(2) 当社は，発電量調整受電電力が契約受電電力または同時最大受電電力をこえる場合は，契約受電電力または同時最大受電電力をすみやかに適正なものに変更していただきます。

(3) 当社は，32（電力および電力量の算定）(22)もしくは(23)，32（電力および電力量の算定）(20)イもしくは(21)イ，32（電力および電力量の算定）(20)ロもしくは(21)ロ，32（電力および電力量の算定）(24)もしくは(25)によって算定された値が著しく大きい場合（いずれの場合も，給電指令時補給電力量として算定された値を除きます。）または32（電力および電力量の算定）(17)のベースラインもしくは分割接続供給における通告電力量が著しく不適当と認められる場合等，契約者との接続供給契約に比べて使用状態が不適当と認められる場合，発電契約者との発電量調整供給契約に比べて発電・放電状態が不適当と認められる場合または需要抑制契約者との需要抑制量調整供給契約に比べて需要抑制状態が不適当と認められる場合に

は，使用状態，発電・放電状態または需要抑制状態をすみやかに適正なものに変更していただきます。

44　契約超過金

(1) 契約者が接続送電サービス契約電力，臨時接続送電サービス契約電力または予備送電サービス契約電力をこえて当社のサービスを利用された場合には，当社の責めとなる理由による場合を除き，当社は，契約超過電力にそれぞれのサービスの該当基本料金率を乗じてえた金額をその１月の力率により割引または割増ししたもの（予備送電サービス契約電力をこえて予備送電サービスを利用された場合は，力率による割引または割増しをいたしません。）の1.5倍に相当する金額を，契約超過金として契約者から申し受けます。

なお，この場合，契約超過電力とは，供給地点ごとにその１月の最大需要電力等から接続送電サービス契約電力，臨時接続送電サービス契約電力または予備送電サービス契約電力を差し引いた値といたします。

また，当社が分割接続供給を行なう供給地点において，いずれかの契約者が接続送電サービス契約電力，臨時接続送電サービス契約電力または予備送電サービス契約電力をこえて当社のサービスを利用された場合は，それぞれの契約者に係る接続送電サービス，臨時接続送電サービスまたは予備送電サービスにおける契約超過金とあわせて，34（料金の算定）(11)，(12)または(13)にもとづき料金の調整を行なうために，１供給地点につき，１接続送電サービス，１臨時接続送電サービスまたは１予備送電サービスを適用したときの契約超過金を算定し，それぞれの契約者に係る接続送電サービス，臨時接続送電サービスまたは予備送電サービスにおける契約超過金の合計と，１供給地点につき，１接続送電サービス，１臨時接続送電

サービスまたは１予備送電サービスを適用した場合における契約超過金との間に差が生ずるときは，34（料金の算定）(11)，(12)または(13)に準じて契約超過金の調整を行ないます。

(2) 発電者が同時最大受電電力をこえて発電または放電された場合には，当社の責めとなる理由による場合を除き，当社は，契約超過受電電力に系統連系受電サービスの基本料金率を乗じてえた金額の1.5倍に相当する金額を，契約超過金として発電者から申し受けます。

なお，この場合，契約超過受電電力は，次によって受電地点ごとに，発電バランシンググループごとに定めます。

イ　発電場所が１発電バランシンググループに属している場合

(ｲ) 同時最大受電電力が発電設備等に係る供給地点の接続送電サービス契約電力（発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は，１接続送電サービスを適用したときのその１月の接続送電サービス契約電力といたします。）を上回る場合または発電設備等に係る供給地点において電灯定額接続送電サービスが適用されている場合

その１月の最大連系電力等から同時最大受電電力を差し引いた値といたします。

(ﾛ) 同時最大受電電力が発電設備等に係る供給地点の接続送電サービス契約電力（発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は，１接続送電サービスを適用したときのその１月の接続送電サービス契約電力といたします。）を下回る場合

その１月の最大連系電力等から発電設備等に係る供給地点の接続送電サービス契約電力（発電設備等に係る供給地点において当社が分割

接続供給を行なう場合は，１接続送電サービスを適用したときのその１月の接続送電サービス契約電力といたします。）を差し引いた値といたします。ただし，差し引いた値が零を下回る場合は，契約超過金を申し受けません。

ロ　発電場所が複数の発電バランシンググループに属している場合

(ｲ) 同時最大受電電力が発電設備等に係る供給地点の接続送電サービス契約電力（発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は，１接続送電サービスを適用したときのその１月の接続送電サービス契約電力といたします。）を上回る場合または発電設備等に係る供給地点において電灯定額接続送電サービスが適用されている場合

発電バランシンググループごとの契約超過受電電力は，その１月の最大連系電力等を契約受電電力の比であん分してえた値から同時最大受電電力を契約受電電力の比であん分してえた値を差し引いた値といたします。

(ﾛ) 同時最大受電電力が発電設備等に係る供給地点の接続送電サービス契約電力（発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は，１接続送電サービスを適用したときのその１月の接続送電サービス契約電力といたします。）を下回る場合

発電バランシンググループごとの契約超過受電電力は，その１月の最大連系電力等を契約受電電力の比であん分してえた値から発電設備等に係る供給地点のその１月の接続送電サービス契約電力（発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は，１接続送電サービスを適用したときのその１月の接続送電サービス契約電

力といたします。）を契約受電電力の比であん分してえた値を差し引いた値といたします。ただし，差し引いた値が零を下回る場合は，契約超過金を申し受けません。

ハ　イおよびロにおいて，契約超過受電電力の算定上，次のものについても接続送電サービス契約電力１キロワットとみなします。

(ｲ) 臨時接続送電サービス契約電力（発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は，１臨時接続送電サービスを適用したときの臨時接続送電サービス契約電力といたします。）１キロワット

(ﾛ) 接続送電サービス契約電流または臨時接続送電サービス契約電流10アンペア

ただし，接続送電サービス契約電流が５アンペアの場合は，0.5キロワットとみなし，15アンペアの場合は，1.5キロワットとみなします。

(ﾊ) 接続送電サービス契約容量または臨時接続送電サービス契約容量１キロボルトアンペア

(ﾆ) 電灯臨時定額接続送電サービスにおける契約負荷設備の総容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，各契約負荷設備ごとに別表４〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）１キロボルトアンペア

ただし，電灯臨時定額接続送電サービスにおける契約負荷設備の総容量の端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。

(ﾎ) 附則４（揚水発電設備等が設置された需要場所に接続供給を行なう場合の特別措置）の適用を受けている場合の接続供給課金対象電力

（揚水発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は，１接続送電サービスまたは１臨時接続送電サービスを適用したときの接続供給課金対象電力といたします。）１キロワット

(3) 契約超過金の支払期日および支払方法については，次のとおりといたします。

イ　契約者の場合

契約電力をこえて使用された月の検針日が供給側料金算定日となる日程等別料金（該当する日程等別料金がない場合は，供給側料金算定日が直後の日程等別料金といたします。）の支払期日までに契約者から支払っていただきます。

なお，契約超過金が支払期日までに支払われない場合は，支払期日の翌日から起算して支払いの日に至るまで，契約超過金から消費税等相当額を差し引いた金額に対して，年10パーセント（閏年の日を含む期間についても，365日当たりの割合といたします。）の延滞利息を契約者から申し受けます。

ロ　発電者の場合

同時最大受電電力をこえて発電または放電された月の検針日が受電側料金算定日となる系統連系受電サービス料金（該当する系統連系受電サービス料金がない場合は，受電側料金算定日が直後の系統連系受電サービス料金といたします。）の支払期日までに，発電者から支払っていただきます。

なお，契約超過金が支払期日までに支払われない場合は，支払期日の翌日から起算して支払いの日に至るまで，契約超過金から消費税等相当額を差し引いた金額に対して，年10パーセント（閏年の日を含む期間に

ついても，365日当たりの割合といたします。）の延滞利息を発電者から申し受けます。

45　力率の保持

(1) 低圧で供給する場合

イ　接続供給における供給地点ごとの力率は，原則として，電灯定額接続送電サービス，電灯標準接続送電サービス，電灯時間帯別接続送電サービス，電灯従量接続送電サービス，電灯臨時定額接続送電サービスまたは電灯臨時接続送電サービスの適用を受ける供給地点については90パーセント以上，その他の供給地点については85パーセント以上に保持していただきます。

ロ　進相用コンデンサを取り付ける場合は，それぞれの電気機器ごとに取り付けていただきます。ただし，やむをえない事情によって，２以上の電気機器に対して一括して取り付ける場合は，進相用コンデンサの開放により，軽負荷時の力率が進み力率とならないようにしていただきます。

なお，進相用コンデンサは，別表12（進相用コンデンサ取付容量基準）を基準として取り付けていただきます。

(2) 高圧または特別高圧で供給する場合

イ　接続供給における供給地点ごとの力率は，原則として85パーセント以上に保持していただきます。

なお，進相用コンデンサの開放，自動的に力率を調整する装置の設置等により，軽負荷時には進み力率とならないようにしていただきます。

ロ　当社は，技術上必要がある場合には，進相用コンデンサの開閉をお願いすることおよび接続する進相用コンデンサ容量を協議させていただく

ことがあります。

なお，この場合の当該供給地点の１月の力率は，必要に応じて契約者と当社との協議（分割接続供給の場合は，双方の契約者と当社との協議といたします。）によって定めます。

46　発電場所および需要場所への立入りによる業務の実施

当社は，次の業務を実施するため，発電者の承諾をえて発電者の土地もしくは建物に，または需要者の承諾をえて需要者の土地もしくは建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合（託送供給または電力量調整供給の終了後の立入りとなる場合を含みます。）には，正当な理由がない限り，立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。

なお，発電者または需要者の求めに応じ，係員は，所定の証明書を提示いたします。

(1) 受電地点もしくは供給地点に至るまでの当社の供給設備または計量器等発電場所内もしくは需要場所内の当社の電気工作物の設計，施工，改修または検査

(2) 82（保安等に対する発電者および需要者の協力等）によって必要な発電者または需要者の電気工作物の検査等の業務

(3) 不正な電気の使用の防止等に必要な，発電者または需要者の電気機器の試験，契約負荷設備，契約主開閉器もしくはその他電気工作物の確認もしくは検査または電気の使用用途の確認

(4) 計量器の検針または計量値の確認

(5) 48（託送供給等の停止），56（契約の廃止）または58（解約等）により必要な処置

(6) その他この約款によって，接続供給契約，振替供給契約，発電量調整供

給契約，系統連系受電契約もしくは需要抑制量調整供給契約の成立，変更もしくは終了等に必要な業務または当社の電気工作物にかかわる保安の確認に必要な業務

47　託送供給等にともなう技術要件等

(1) 発電者または需要者が次の原因で他者の電気の使用を妨害し，もしくは妨害するおそれがある場合，または当社もしくは他の電気事業者の電気工作物に支障を及ぼし，もしくは支障を及ぼすおそれがある場合（この場合の判定は，その原因となる現象が最も著しいと認められる地点で行ないます。）には，接続供給契約または振替供給契約については契約者の負担で，発電量調整供給契約については発電契約者の負担で，必要な調整装置または保護装置を発電場所または需要場所に施設していただくものとし，とくに必要がある場合には，接続供給契約または振替供給契約については契約者の負担で，発電量調整供給契約については発電契約者の負担で，当社は，供給設備を変更し，または専用供給設備を施設いたします。

イ　負荷の特性によって各相間の負荷が著しく平衡を欠く場合

ロ　負荷の特性によって電圧または周波数が著しく変動する場合

ハ　負荷の特性によって波形に著しいひずみを生ずる場合

ニ　著しい高周波または高調波を発生する場合

ホ　その他イ，ロ，ハまたはニに準ずる場合

(2) 発電者または需要者が発電設備等を当社の供給設備に電気的に接続して使用される場合は，(1)に準じて取り扱います。

なお，この場合の料金その他の連系条件は，別に定める発電設備系統連系サービス要綱によります。

48　託送供給等の停止

(1) 契約者，発電契約者，発電者または需要者が次のいずれかに該当する場合には，当社は，託送供給または発電量調整供給を停止することがあります。

イ　契約者，発電契約者，発電者または需要者の責めとなる理由により生じた保安上の危険のため緊急を要する場合

ロ　発電場所内または需要場所内の当社の電気工作物を故意に損傷し，または亡失して，当社に重大な損害を与えた場合

ハ　65（引込線の接続）に反して，当社の電線路または引込線と発電者または需要者の電気設備との接続を行なった場合

(2) 契約者，発電契約者，発電者または需要者が次のいずれかに該当し，当社がその旨を契約者，発電契約者，発電者または該当する者に警告しても改めない場合には，当社は，託送供給または発電量調整供給を停止することがあります。

イ　契約者，発電契約者，発電者または需要者の責めとなる理由により保安上の危険がある場合

ロ　電気工作物の改変等によって不正に当社の電線路を使用，電気を使用または発電もしくは放電された場合

ハ　契約負荷設備以外の負荷設備によって電気を使用された場合

ニ　動力標準接続送電サービス，動力時間帯別接続送電サービス，動力従量接続送電サービス，動力臨時定額接続送電サービスまたは動力臨時接続送電サービスの場合で，変圧器，発電設備等その他を介して，電灯または小型機器を使用されたとき。

ホ　46（発電場所および需要場所への立入りによる業務の実施）に反し

て，当社の係員の立入りによる業務の実施を正当な理由なく拒否された場合

ヘ　47（託送供給等にともなう技術要件等）によって必要となる措置を講じられない場合

(3) 契約者，発電契約者，発電者または需要者が次のいずれかに該当し，当社が契約者，発電契約者または発電者にその改善を求めた場合で，43（適正契約の保持等）に定める適正契約への変更および適正な使用状態または発電・放電状態への変更に応じていただけないときには，当社は，託送供給または発電量調整供給を停止することがあります。

イ　接続送電サービス契約電力をこえて接続送電サービスを利用される場合，臨時接続送電サービス契約電力をこえて臨時接続送電サービスを利用される場合または予備送電サービス契約電力をこえて予備送電サービスを利用される場合

ロ　発電量調整受電電力が契約受電電力または同時最大受電電力をこえる場合

ハ　接続供給電力が接続送電サービス契約電力を継続して下回る場合（従量接続送電サービスの適用を受ける場合に限ります。）

(4) 発電者または需要者がその他この約款に反した場合には，当社は，託送供給または発電量調整供給を停止することがあります。

(5) (1)から(4)によって託送供給または発電量調整供給を停止する場合には，当社は，当社の供給設備または発電者および需要者の電気設備において，託送供給または発電量調整供給の停止のための適当な処置を行ないます。

なお，当社は，必要に応じて，接続供給電力または発電量調整受電電力

をしゃ断する開閉器を封印いたします。

また，停止のための適当な処置を行なう場合には，その旨を文書等により需要者または発電者にお知らせすることがあります。

49　託送供給等の停止の解除

48（託送供給等の停止）によって託送供給または発電量調整供給を停止した場合で，契約者，発電契約者，発電者および需要者がその理由となった事実を解消したときには，当社は，すみやかに託送供給または発電量調整供給を再開いたします。

50　託送供給等の停止期間中の料金

48（託送供給等の停止）によって託送供給または発電量調整供給を停止した場合には，その停止期間中については，まったく接続送電サービス，臨時接続送電サービスまたは系統連系受電サービスを利用されない場合の月額料金を34（料金の算定）により日割計算をして，料金を算定いたします。

51　違　約　金

(1) 契約者，発電契約者，発電者または需要者が次のいずれかに該当し，そのために料金の全部または一部の支払いを免れた場合には，当社は，その免れた金額の３倍に相当する金額を，違約金として接続供給契約については契約者から，発電量調整供給契約については発電契約者から，系統連系受電契約については発電者から申し受けます。

イ　１（適用）に定める用途以外の用途に電気を使用された場合

ロ　48（託送供給等の停止）(2)ロ，ハまたはニの場合

(2) (1)の免れた金額は，この約款に定められた供給条件にもとづいて算定された金額と，不正な使用方法または発電・放電方法にもとづいて算定された金額との差額といたします。

(3) 不正に使用した期間または不正に発電もしくは放電した期間が確認できない場合は，６月以内で当社が決定した期間といたします。

52　損害賠償の免責

(1) 11（託送供給等の開始）(2)によって託送供給または電力量調整供給の開始日を変更した場合には，当社は，契約者，発電契約者，需要抑制契約者，発電者または需要者の受けた損害について賠償の責めを負いません。

(2) 40（受電および供給の中止）によって発電契約者からの受電，契約者への供給もしくは需要抑制契約者からの受電を中止した場合，41（給電指令の実施等）によって発電者の発電もしくは放電を調整し，もしくは中止した場合，41（給電指令の実施等）によって需要者の電気の使用を制限し，もしくは中止した場合，または41（給電指令の実施等）によって振替供給もしくは発電量調整供給の全部もしくは一部を中止した場合で，それが当社の責めとならない理由によるものであるときには，当社は，契約者，発電契約者，需要抑制契約者，発電者または需要者の受けた損害について賠償の責めを負いません。

(3) 48（託送供給等の停止）によって託送供給もしくは発電量調整供給を停止した場合または58（解約等）によって接続供給契約，振替供給契約，発電量調整供給契約，系統連系受電契約もしくは需要抑制量調整供給契約を解約した場合には，当社は，契約者，発電契約者，需要抑制契約者，発電者または需要者の受けた損害について賠償の責めを負いません。

(4) 48（託送供給等の停止）によって停止のための適当な処置を行なう旨を文書等により発電者もしくは需要者にお知らせした場合または58（解約等）によって契約者，発電契約者もしくは需要抑制契約者が58（解約等）(1)ロに該当する旨を文書等により発電者，需要者もしくは需要者と電力

需給に関する契約等を締結している契約者にお知らせした場合には，当社は，契約者，発電契約者，需要抑制契約者，発電者，需要者もしくは需要者と電力需給に関する契約等を締結している契約者の受けた損害について賠償の責めを負いません。

(5) その他当社の責めとならない理由により事故が生じた場合は，当社は，契約者，発電契約者，需要抑制契約者，発電者または需要者の受けた損害について賠償の責めを負いません。

53 設備の賠償

契約者，発電契約者，発電者または需要者が故意または過失によって，発電場所内または需要場所内の当社の電気工作物，電気機器その他の設備を損傷し，または亡失した場合は，その設備について次の金額を賠償していただきます。

(1) 修理可能の場合

修理費

(2) 亡失または修理不可能の場合

帳簿価額と取替工費との合計額

Ⅵ　契約の変更および終了

54　契約の変更

(1) 接続供給契約，振替供給契約，発電量調整供給契約，系統連系受電契約または需要抑制量調整供給契約の内容に変更が生ずる場合は，Ⅱ（契約の申込み）に定める新たに接続供給契約，振替供給契約，発電量調整供給契約，系統連系受電契約または需要抑制量調整供給契約を希望される場合に準じて接続供給契約，振替供給契約，発電量調整供給契約，系統連系受電契約または需要抑制量調整供給契約を変更するものとし，すみやかに当社に変更を申し出ていただきます。

(2) 契約電力等，契約受電電力または同時最大受電電力の減少を希望される場合の(1)による契約の変更は，次のとおりといたします。

ただし，当社の供給設備を同一条件で継続して利用または反復して利用されることが想定されるにもかかわらず，発電契約者から，発電設備等の検査，補修，休止等の理由により契約受電電力または同時最大受電電力の減少の申出がある場合は，正当な理由がない限り，契約受電電力または同時最大受電電力の減少はできないものといたします。

イ　契約者または発電契約者は，あらかじめ契約電力等，契約受電電力または同時最大受電電力の減少希望日を定めて，当社に申し出ていただきます。この場合，当社は，原則として，契約者または発電契約者が申し出た契約電力等，契約受電電力または同時最大受電電力の減少希望日に契約電力等，契約受電電力または同時最大受電電力を減少させるための適当な処置を行ないます。

ロ　契約電力等，契約受電電力または同時最大受電電力は，次の場合を除き，契約者または発電契約者が当社に申し出た減少希望日に減少いたします。

(ｲ) 当社が契約者または発電契約者からの申出を減少希望日の翌日以降に受けた場合は，申出を受けた日に契約電力等，契約受電電力または同時最大受電電力が減少したものといたします。

(ﾛ) 当社の責めとならない理由（非常変災等の場合を除きます。）により契約電力等，契約受電電力または同時最大受電電力を減少させるための処置ができない場合は，契約電力等，契約受電電力または同時最大受電電力を減少させるための処置が可能となった日に減少するものといたします。

(3) 低圧で供給する場合で，需要者が小売電気事業者の変更を希望され，契約者が接続供給契約を変更するときの(1)による接続供給契約の変更は，次のとおりといたします。

イ　需要者への電気の供給を廃止される契約者は，あらかじめ当該需要者に係る供給地点への託送供給の廃止希望日を定めて，当社に申し出ていただきます。ただし，廃止申込みがロの開始申込みより先だって行なわれた場合で，当該需要者への電気の供給を新たに開始される契約者からの当該供給地点への託送供給の開始の申込みが廃止希望日の２暦日前から起算して８営業日前の日の１暦日前（記録型計量器を取り付けている場合は廃止希望日の２暦日前から起算して１営業日前の日の１暦日前といたします。）までに行なわれなかったときには，当社は，当該廃止申込みの承諾を取り消します。

また，廃止日は，当該供給地点への電気の供給を新たに開始される契

約者が当社と定めた開始日と同一の日といたします。

ロ　需要者への電気の供給を新たに開始される契約者は，あらかじめ当該需要者に係る供給地点への託送供給の開始希望日を定めて，当社に申し出ていただきます。この場合，当社は，契約者と協議のうえ開始日を定めます。ただし，開始申込みが廃止申込みより先だって行なわれた場合で，当該需要者への電気の供給を廃止される契約者からの当該供給地点への託送供給の廃止の申込みが開始希望日の２暦日前から起算して８営業日前の日の１暦日前（記録型計量器を取り付けている場合は廃止希望日の２暦日前から起算して１営業日前の日の１暦日前といたします。）までに行なわれなかったときには，当社は，当該開始申込みの承諾を取り消します。

ハ　イおよびロにおける営業日は，当社が定めるものとし，契約者にお知らせいたします。

(4) 分割接続供給の場合で，いずれかの契約者に係る接続供給契約の内容に変更が生ずるときは，あらかじめ双方の契約者で協議のうえ，すみやかに当社に変更を申し出ていただきます。

なお，分割接続供給に係る接続供給契約の開始または変更後１年に満たない場合，９（検討および契約の申込み）(4)イ(ﾜ) ａ，ｂおよびｄの事項の変更はできないものといたします。

(5) 需要抑制量調整供給契約の場合で，需要者が電力需給に関する契約等を締結している契約者を変更されたときは，需要抑制契約者からの申出がない場合であっても，当社は，需要者の需要場所に係る需要抑制量調整供給を終了させるための処置を行なうことがあります。

なお，この場合には，当社が当該需要場所に係る需要抑制量調整供給を

終了させるための処置を行なった日に需要抑制量調整供給契約は変更され，または消滅するものといたします。

(6) 混雑緩和希望者提起による系統増強プロセス（以下「混雑緩和プロセス」といいます。）により供給設備の変更を希望される場合で，発電契約者が発電量調整供給契約を変更するときの(1)による発電量調整供給契約の変更は，次のとおりといたします。

イ　事前照会の申込み

(ｲ) 発電契約者は，混雑緩和プロセスの概要検討（以下「概要検討」といいます。）の申込みに先だち，当社所定の様式により，混雑緩和プロセスの事前照会（以下「事前照会」といいます。）の申込みをしていただきます。

(ﾛ) 当社は，原則として事前照会の申込みから２月以内に検討結果をお知らせいたします。

ロ　概要検討の申込み

(ｲ) 発電契約者は，混雑緩和プロセス開始の申込みに先だち，当社所定の様式により，イ(ﾛ)の検討結果をお知らせした日から２月以内に概要検討の申込みをしていただきます。

(ﾛ) 当社は，原則として概要検討の申込みから３月以内に検討結果をお知らせいたします。

(ﾊ) 当社は，１受電地点１検討につき22万円を検討料として，概要検討の申込み時に発電契約者から申し受けます。

ハ　混雑緩和プロセス開始の申込み

発電契約者が混雑緩和プロセスを希望される場合で，電力広域的運営推進機関送配電等業務指針に定める混雑緩和プロセスに関する保証金

（以下「混雑緩和プロセスに関する保証金」といい，その金額は電力広域的運営推進機関業務規程に定める方法により算定いたします。）を要するときは，混雑緩和プロセスに関する保証金をお支払いいただき，ロ(ﾛ)の検討結果をお知らせした日から１月以内に混雑緩和プロセス開始の申込みをしていただきます。

なお，発電契約者が追加混雑緩和希望者の募集が開始された混雑緩和プロセスへ参加を希望される場合で，混雑緩和プロセスに関する保証金を要するときは，混雑緩和プロセスに関する保証金をお支払いいただき，募集開始日から２月以内に応募をしていただきます。

また，混雑緩和プロセスにもとづき工事費負担金補償金を定める場合は，当社と工事費負担金の補償に関する契約を締結していただきます。

55　名義の変更

営業譲渡，合併その他の原因によって，新たな契約者,発電契約者，発電者または需要抑制契約者が，それまで接続供給もしくは振替供給，発電量調整供給または需要抑制量調整供給を受けていた契約者，発電契約者，発電者または需要抑制契約者の当社に対する接続供給契約もしくは振替供給契約，発電量調整供給契約，系統連系受電契約または需要抑制量調整供給契約についてのすべての権利義務を受け継ぎ，引き続き接続供給もしくは振替供給，発電量調整供給または需要抑制量調整供給を希望される場合で，当社が承諾したときには，名義変更の手続きをいたします。この場合には，新たな契約者，発電契約者，発電者または需要抑制契約者は，その旨を当社に文書（当社所定の様式によっていただきます。）により申し出ていただきます。

56　契約の廃止

(1) 契約者が接続供給契約もしくは振替供給契約を廃止しようとする場合，

発電契約者が発電量調整供給契約を廃止しようとする場合，発電者が系統連系受電契約を廃止しようとする場合または需要抑制契約者が需要抑制量調整供給契約を廃止しようとする場合は，契約者，発電契約者，発電者または需要抑制契約者は，あらかじめその廃止期日を定めて，当社に文書（当社所定の様式によっていただきます。）により申し出ていただきます。この場合，当社は，原則として，契約者，発電契約者または需要抑制契約者から通知された廃止期日に接続供給もしくは振替供給，発電量調整供給または需要抑制量調整供給を終了させるための適当な処置を行ないます。

(2) 当社の供給設備を継続して利用または反復して利用されることが想定されるにもかかわらず，発電契約者または発電者から，発電設備等の検査，補修，休止等の理由により発電量調整供給契約または系統連系受電契約の廃止の申出がある場合は，正当な理由がない限り，(1)にかかわらず，発電量調整供給契約または系統連系受電契約の廃止はできないものといたします。

(3) 接続供給契約もしくは振替供給契約，発電量調整供給契約，系統連系受電契約または需要抑制量調整供給契約は，58（解約等）および次の場合を除き，契約者，発電契約者，発電者または需要抑制契約者が当社に通知された廃止期日に消滅いたします。

イ　当社が契約者，発電契約者，発電者または需要抑制契約者の廃止通知を廃止期日の翌日以降に受けた場合は，通知を受けた日に接続供給契約もしくは振替供給契約，発電量調整供給契約，系統連系受電契約または需要抑制量調整供給契約が消滅したものといたします。

ロ　当社の責めとならない理由（非常変災等の場合を除きます。）により

接続供給もしくは振替供給，発電量調整供給または需要抑制量調整供給を終了させるための処置ができない場合は，接続供給契約もしくは振替供給契約，発電量調整供給契約，系統連系受電契約または需要抑制量調整供給契約は，接続供給もしくは振替供給，発電量調整供給または需要抑制量調整供給を終了させるための処置が可能となった日に消滅するものといたします。

(4) 分割接続供給の場合で，いずれかの契約者に係る接続供給契約を廃止しようとするときは，あらかじめ双方の契約者で協議のうえ，(1)に準じて接続供給契約の廃止を申し出ていただきます。

なお，一方の契約者に係る接続供給契約が廃止された場合，当社は，原則として，他の一方の契約者へ当該供給地点におけるすべての電気について接続供給を行なうことといたします。この場合，当該供給地点においてすべての電気について接続供給を受ける契約者は，54（契約の変更）(1)に準じて接続供給契約を変更していただきます。

(5) 発電量調整供給契約または系統連系受電契約の場合で，発電量調整供給契約または系統連系受電契約を締結している発電場所と同一の場所である需要場所において締結している接続供給契約（発電設備等に係る供給地点の接続供給契約に限ります。）が廃止されたときは，発電契約者または発電者からの申出がない場合であっても，当社は，当該発電場所に係る発電量調整供給を終了させるための処置を行ないます。

なお，この場合には，当社が当該発電場所に係る発電量調整供給を終了させるための処置を行なった日に発電量調整供給契約および系統連系受電契約は変更され，または消滅するものといたします。

(6) 需要抑制量調整供給契約の場合で，需要者が電力需給に関する契約等を

締結している契約者が契約を廃止されたときは，需要抑制契約者からの申出がない場合であっても，当社は，需要者の需要場所に係る需要抑制量調整供給を終了させるための処置を行なうことがあります。

なお，この場合には，当社が当該需要場所に係る需要抑制量調整供給を終了させるための処置を行なった日に需要抑制量調整供給契約は変更され，または消滅するものといたします。

57　供給開始後の契約の消滅または変更にともなう料金および工事費の精算

(1) 次の場合には，当社は，接続供給契約の消滅または変更の日に料金および工事費を契約者に，発電量調整供給契約の消滅または変更の日に料金および工事費を発電契約者に，それぞれ精算していただきます。

なお，この場合は，受電地点または供給地点ごとに精算するものといたします。ただし，分割接続供給の場合は，供給地点に係る接続供給契約ごとに精算するものといたします。

イ　接続供給の場合

(ｲ) 低圧で供給する場合

a　契約者が接続送電サービス契約電力，接続送電サービス契約電流または接続送電サービス契約容量を新たに設定し，または増加された後１年に満たないでこれを消滅させる場合は，それまでの期間の接続送電サービス料金について，さかのぼって，新たに設定し，または増加された接続送電サービス契約電力，接続送電サービス契約電流または接続送電サービス契約容量分につき，電灯標準接続送電サービス，電灯時間帯別接続送電サービスまたは電灯従量接続送電サービスの適用を受けていた場合は該当料金の10パーセントを割増ししたものを適用し，動力標準接続送電サービス，動力時間帯別接

続送電サービスまたは動力従量接続送電サービスの適用を受けていた場合は該当料金の20パーセントを割増ししたものを適用いたします。

また，当社は，契約者が接続送電サービス契約電力，接続送電サービス契約電流または接続送電サービス契約容量を新たに設定し，または増加されたことにともない新たに施設した供給設備について，79（臨時工事費）の臨時工事費として算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額を精算いたします。

なお，増加後に消滅させる場合には，それぞれの接続供給電力量は，接続送電サービス契約電力，接続送電サービス契約電流または接続送電サービス契約容量の増加分と残余分の比であん分したものといたします。

b　契約者が接続送電サービス契約電力，接続送電サービス契約電流または接続送電サービス契約容量を新たに設定し，または増加された後１年に満たないでこれを減少しようとされる場合は，それまでの期間の接続送電サービス料金について，さかのぼって，減少される接続送電サービス契約電力，接続送電サービス契約電流または接続送電サービス契約容量分につき，電灯標準接続送電サービス，電灯時間帯別接続送電サービスまたは電灯従量接続送電サービスの適用を受けていた場合は該当料金の10パーセントを割増ししたものを適用し，動力標準接続送電サービス，動力時間帯別接続送電サービスまたは動力従量接続送電サービスの適用を受けていた場合は該当料金の20パーセントを割増ししたものを適用いたします。

また，当社の供給設備のうち接続送電サービス契約電力，接続送

電サービス契約電流または接続送電サービス契約容量の減少に見合う部分について，79（臨時工事費）の臨時工事費として算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額を精算いたします。

なお，この場合には，それぞれの接続供給電力量は，接続送電サービス契約電力，接続送電サービス契約電流または接続送電サービス契約容量の減少分と残余分の比であん分したものといたします。

c　当社が将来の需要等を考慮して供給設備を常置する場合は，ａおよびｂにかかわらず精算いたしません。

d　電灯定額接続送電サービスの適用を受ける場合の料金および工事費の精算は，ａ，ｂおよびｃに準ずるものといたします。

(ﾛ) 高圧または特別高圧で供給する場合

a　契約者が接続送電サービス契約電力または予備送電サービス契約電力を新たに設定し，または増加された後１年に満たないでこれを消滅させる場合は，それまでの期間の接続送電サービス料金または予備送電サービス料金について，さかのぼって，新たに設定し，または増加された契約電力分につき該当料金の20パーセントを割増ししたものを適用いたします。また，当社は，契約者が接続送電サービス契約電力または予備送電サービス契約電力を新たに設定し，または増加されたことにともない新たに施設した供給設備について，79（臨時工事費）の臨時工事費として算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額を精算いたします。

なお，増加後に消滅させる場合には，それぞれの接続供給電力量は，接続送電サービス契約電力の増加分と残余分の比であん分したものといたします。

b　契約者が接続送電サービス契約電力または予備送電サービス契約電力を新たに設定し，または増加された後１年に満たないでこれを減少しようとされる場合は，それまでの期間の接続送電サービス料金または予備送電サービス料金について，さかのぼって，減少契約電力分につき該当料金の20パーセントを割増ししたものを適用いたします。また，当社の供給設備のうち接続送電サービス契約電力または予備送電サービス契約電力の減少に見合う部分について，79（臨時工事費）の臨時工事費として算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額を精算いたします。

なお，この場合には，それぞれの接続供給電力量は，接続送電サービス契約電力の減少分と残余分の比であん分したものといたします。

c　分割接続供給の場合は，ａおよびｂにかかわらず，次のとおりといたします。

(a) 契約者が，１供給地点につき，１接続送電サービスまたは１予備送電サービスを適用した場合の接続送電サービス契約電力または予備送電サービス契約電力を新たに設定し，または増加された後１年に満たないでこれを消滅させる場合は，それまでの期間の双方の契約者に係る接続送電サービス料金または予備送電サービス料金および１供給地点につき，１接続送電サービスまたは１予備送電サービスを適用した場合の接続送電サービス料金または予備送電サービス料金について，さかのぼって，新たに設定し，または増加された契約電力分につき該当料金の20パーセントを割増ししたものを適用いたします。また，当社は，契約者が，１供給

地点につき，１接続送電サービスまたは１予備送電サービスを適用した場合の接続送電サービス契約電力または予備送電サービス契約電力を新たに設定し，または増加されたことにともない新たに施設した供給設備について，79（臨時工事費）の臨時工事費として算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額を，双方の契約者と当社との協議によって，一方または双方の契約者から精算いたします。

なお，増加後に消滅させる場合には，それぞれの接続供給電力量は，接続送電サービス契約電力の増加分と残余分の比であん分したものといたします。

(b) 契約者が，１供給地点につき，１接続送電サービスまたは１予備送電サービスを適用した場合の接続送電サービス契約電力または予備送電サービス契約電力を新たに設定し，または増加された後１年に満たないでこれを減少しようとされる場合は，それまでの期間の双方の契約者に係る接続送電サービス料金または予備送電サービス料金および１供給地点につき，１接続送電サービスまたは１予備送電サービスを適用した場合の接続送電サービス料金または予備送電サービス料金について，さかのぼって，減少契約電力分につき該当料金の20パーセントを割増ししたものを適用いたします。また，当社の供給設備のうち，１供給地点につき，１接続送電サービスまたは１予備送電サービスを適用した場合の接続送電サービス契約電力または予備送電サービス契約電力の減少に見合う部分について，79（臨時工事費）の臨時工事費として算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額を，双方の

契約者と当社との協議によって，一方または双方の契約者から精算いたします。

なお，この場合には，それぞれの接続供給電力量は，接続送電サービス契約電力の減少分と残余分の比であん分したものといたします。

(c) (a)または(b)で料金の精算を行なう場合で，それぞれの契約者に係る接続送電サービス料金の合計と，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービス料金との間に差が生ずるときは，34（料金の算定）(11)に準じて接続送電サービス料金の調整を行ない，それぞれの契約者に係る予備送電サービス料金の合計と，１供給地点につき，１予備送電サービスを適用した場合の予備送電サービス料金との間に差が生ずるときは，34（料金の算定）(13)に準じて予備送電サービス料金の調整を行ないます。

(ハ) 20（接続送電サービス）(2)イ(イ)によって接続送電サービス契約電力を定める供給地点（20〔接続送電サービス〕(2)ニで需要者の発電設備の検査，補修または事故〔停電による停止等を含みます。〕により生じた不足電力分以外の供給分について，20〔接続送電サービス〕(2)イ(イ)に準じて値を定める供給地点を含みます。）について，需要場所において使用される受電設備等を新たに設定し，または需要場所において使用される受電設備の総容量等を増加された後１年に満たないで接続供給契約を廃止し，または20（接続送電サービス）(2)イ(イ)ｃにより接続送電サービス契約電力を減少される場合の料金および工事費の精算は，(イ)または(ロ)に準ずるものといたします。この場合，

(ｲ)または(ﾛ)にいう接続送電サービス契約電力を新たに設定するとは，需要場所における受電設備等を新たに設定することとし，接続送電サービス契約電力を増加するとは，需要場所における受電設備の総容量等を増加することとし，接続送電サービス契約電力を減少するとは，20（接続送電サービス）(2)イ(ｲ) c により接続送電サービス契約電力を減少することといたします。

ロ　発電量調整供給の場合

(ｲ) 発電契約者が契約受電電力，同時最大受電電力または予備送電サービス契約電力を新たに設定し，または増加された後１年に満たないでこれを消滅させる場合は，新たに施設した当社の供給設備を撤去する場合の諸工費から，その撤去後の資材の残存価額を差し引いた金額を申し受けます。

(ﾛ) 発電契約者が契約受電電力，同時最大受電電力または予備送電サービス契約電力を新たに設定し，または増加された後１年に満たないでこれを減少しようとされる場合は，当社の供給設備のうち契約受電電力，同時最大受電電力または予備送電サービス契約電力の減少に見合う部分について，新たに施設した当社の供給設備を撤去する場合の諸工費から，その撤去後の資材の残存価額を差し引いた金額を申し受けます。

(2) 発電者または需要者が当社の供給設備を同一の使用形態で利用され，利用されてからの期間が１年以上となる場合は，１年以上利用される契約電力等に見合う部分の料金および工事費については，(1)にかかわらず精算いたしません。

なお，接続供給契約または発電量調整供給契約の消滅または変更の日以

降に１年以上とならないことが明らかになった場合には，(1)に準じて料金および工事費の精算を行ないます。

(3) 非常変災等やむをえない理由による場合は，(1)および(2)にかかわらず精算いたしません。

58 解　約　等

(1) 当社は，次の場合には，接続供給契約もしくは振替供給契約，発電量調整供給契約，系統連系受電契約または需要抑制量調整供給契約を解約することがあります。

なお，系統連系受電契約を解約した場合には，当該発電場所に係る発電量調整供給契約は変更され，または消滅するものといたします。

この場合には，その旨を文書により契約者，発電契約者，発電者または需要抑制契約者にお知らせいたします。

また，契約者，発電契約者，発電者または需要抑制契約者がロに該当する場合は，その旨を文書等により発電者，需要者または需要者と電力需給に関する契約等を締結している契約者にお知らせすることがあります。

イ　48（託送供給等の停止）によって接続供給もしくは振替供給または発電量調整供給を停止された契約者，発電契約者，発電者または需要者が当社の定めた期日までにその理由となった事実を解消されない場合

ロ　契約者，発電契約者，発電者または需要抑制契約者が次のいずれかに該当する場合

(ｲ) 料金を支払期日を経過してなお支払われない場合

(ﾛ) 発電契約者と当社が，発電者の料金，延滞利息および契約超過金の支払いに関する期日をあらかじめ定めた場合で，あらかじめ定めた支払いに関する期日を経過してなお引き渡されないとき。

(ハ) 他の接続供給契約（既に消滅しているものを含みます。），発電量調整供給契約（既に消滅しているものを含みます。），系統連系受電契約（既に消滅しているものを含みます。）または需要抑制量調整供給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を支払期日を経過してなお支払われない場合

(ニ) 料金以外の債務を支払われない場合

(ホ) 当社と締結する他の契約（既に消滅しているものを含みます。）にもとづく料金等の金銭債務を支払われない場合

ハ　契約者，発電契約者，発電者または需要抑制契約者が次のいずれかに該当し，当社が契約者，発電契約者，発電者または需要抑制契約者にその改善を求めた場合で，43（適正契約の保持等）に定める適正契約への変更および適正な使用状態，発電・放電状態または需要抑制状態への変更に応じていただけないとき。

(イ) 8（契約の要件）を欠くに至った場合

(ロ) 接続供給の場合で，頻繁に接続対象電力量と接続対象計画電力量との間に著しい差が生ずるとき。

(ハ) 発電量調整供給の場合で，頻繁に発電量調整受電電力量と発電量調整受電計画電力量との間に著しい差が生ずるとき。

(ニ) 需要抑制量調整供給の場合で，頻繁に需要抑制量調整受電電力量と需要抑制量調整受電計画電力量との間に著しい差が生ずるとき。

(ホ) 需要抑制量調整供給の場合で，頻繁にベースラインが著しく不適当と認められるとき。

(ヘ) 発電量調整受電電力が契約受電電力または同時最大受電電力をこえる場合

(ﾄ) その他この約款に反した場合

(2) 分割接続供給の場合で，一方の契約者に係る接続供給契約が(1)によって解約されたときは，当社は，原則として，他の一方の契約者へ当該供給地点におけるすべての電気について接続供給を行なうことといたします。この場合，当該供給地点においてすべての電気について接続供給を受ける契約者は，54（契約の変更）(1)に準じて接続供給契約を変更していただきます。

(3) 需要者がその需要場所から移転され，電気を使用されていないことが明らかな場合には，契約者または需要抑制契約者からの申出がない場合であっても，当社は，当該需要場所に係る接続供給または需要抑制量調整供給を終了させるための処置を行なうことがあります。

この場合，当社が当該需要場所に係る接続供給または需要抑制量調整供給を終了させるための処置を行なった日に接続供給契約または需要抑制量調整供給契約は変更され，または消滅するものといたします。

(4) 発電者がその発電場所において，その発電場所に係る設備の保全の意思がないことまたは今後も発電もしくは放電しないことが明らかな場合には，発電契約者または発電者からの申出がない場合であっても，当社は，当該発電場所に係る発電量調整供給を終了させるための処置を行なうことがあります。

この場合，当社が当該発電場所に係る発電量調整供給を終了させるための処置を行なった日に発電量調整供給契約および系統連系受電契約は変更され，または消滅するものといたします。

(5) 発電場所が複数の発電バランシンググループに属しており，かつ，発電者の料金その他を支払期日を経過してなお支払われない場合で，系統連系

受電契約を解約したときは，当該発電契約者からの申出がない場合であっても，発電量調整供給契約を変更していただくものとし，当社は，その旨を発電契約者に通知いたします。

なお，発電契約者と同一の者である発電者の場合は，当該発電契約者との発電量調整供給契約は変更され，または消滅するものといたします。

(6) 発電量調整供給契約または系統連系受電契約の場合で，発電量調整供給契約または系統連系受電契約を締結している発電場所と同一の場所である需要場所において締結している接続供給契約（発電設備等に係る供給地点の接続供給契約に限ります。また，分割接続供給の場合は，当該供給地点に係るすべての接続供給契約といたします。）が(1)によって解約されたときは，発電契約者または発電者からの申出がない場合であっても，当社は，当該発電場所に係る発電量調整供給を終了させるための処置を行ないます。

この場合，当社が当該発電場所に係る発電量調整供給を終了させるための処置を行なった日に発電量調整供給契約および系統連系受電契約は変更され，または消滅するものといたします。

59　契約消滅後の債権債務関係

接続供給契約，振替供給契約，発電量調整供給契約，系統連系受電契約または需要抑制量調整供給契約期間中の料金その他の債権債務は，接続供給契約，振替供給契約，発電量調整供給契約，系統連系受電契約または需要抑制量調整供給契約の消滅によっては消滅いたしません。

Ⅶ　受電および供給の方法ならびに工事

60　受電地点，供給地点および施設

(1) 受電地点

イ　電気の受電地点は，当社の供給設備と発電者の電気設備との接続点といたします。ただし，発電者の発電設備等が当社の供給設備と電気的に接続しない場合の受電地点は，会社間連系点といたします。

ロ　受電地点は，会社間連系点を受電地点とする場合を除き，発電場所内の地点とし，当社の電線路から最短距離にある場所を基準として発電契約者と当社との協議によって定めます。ただし，次の場合には，発電契約者と当社との協議により，発電場所以外の地点を受電地点とすることがあります。

(ｲ) 山間地，離島にある発電場所等，当社の電線路から遠隔地にあって将来においても周辺地域に他の発電設備等の設置が見込まれない発電場所から電気を受電する場合

(ﾛ) 当社の立入りが困難な発電場所から電気を受電する場合

(ﾊ) １建物内の２以上の発電場所から電気を受電する場合で各発電場所までの電気設備が当社の管理の及ばない場所を通過することとなるとき。

(ﾆ) 62（地中引込線）(4)により地中引込線によって電気を受電する場合

(ﾎ) 地中引込線によって電気を受電する場合で当社の接続装置を発電者の構内に施設できないとき。

(ﾍ) その他特別の事情がある場合

(2) 供給地点

イ　接続供給の場合

(ｲ) 供給地点は，当社の供給設備と需要者の電気設備との接続点といたします。

(ﾛ) 供給地点は，需要場所内の地点とし，当社の電線路から最短距離にある場所を基準として契約者と当社との協議によって定めます。ただし，次の場合には，契約者と当社との協議により，需要場所以外の地点を供給地点とすることがあります。

a　山間地，離島にある需要場所等，当社の電線路から遠隔地にあって将来においても周辺地域に他の需要が見込まれない需要場所に対して電気を供給する場合

b　当社の立入りが困難な需要場所に対して電気を供給する場合

c　１建物内の２以上の需要場所に電気を供給する場合で各需要場所までの電気設備が当社の管理の及ばない場所を通過することとなるとき。

d　62（地中引込線）(4)により地中引込線によって電気を供給する場合

e　地中引込線によって電気を供給する場合で当社の接続装置を需要者の構内に施設できないとき。

f　その他特別の事情がある場合

ロ　振替供給の場合

供給地点は，会社間連系点といたします。

(3) 受電地点に至るまでの供給設備および供給地点に至るまでの供給設備

は，当社の所有とし，工事費負担金または臨時工事費として申し受ける金額を除き，当社の負担で施設いたします。

なお，当社は，発電者または需要者（共同引込線による引込みで電気を受電または供給する複数の発電者または需要者を含みます。）のみのために発電者または需要者の土地または建物に施設する引込線，変圧器，接続装置等の供給設備の施設場所を発電者または需要者から無償で提供していただきます。

(4) 付帯設備（(3)により発電者または需要者の土地または建物に施設される供給設備を支持し，または収納する工作物およびその供給設備の施設上必要な発電者または需要者の建物に付合する設備をいいます。）は，原則として，託送供給のために施設する場合は，契約者の負担により，契約者で施設していただき，発電量調整供給のために施設する場合は，発電契約者の負担により，発電契約者で施設していただきます。この場合には，当社が付帯設備を無償で使用できるものといたします。

(5) 特定送配電事業を営む者が維持および運用する電線路に複数の発電場所または複数の需要場所が接続する場合の受電地点または供給地点は，(1)または(2)に準じて契約者または発電契約者と当社との協議によって定めます。この場合，当該複数発電場所または複数需要場所につき，１受電地点または１供給地点といたします。

61　架空引込線

(1) 当社の電線路と発電者または需要者の電気設備との接続を引込線によって行なう場合には，原則として架空引込線によるものとし，発電者または需要者の建造物または補助支持物の引込線取付点までは，当社が施設いたします。

(2) 引込線取付点は，当社の電線路の最も適当な支持物から原則として最短距離の場所であって，堅固に施設できる点を契約者または発電契約者と当社との協議によって定めます。

(3) 受電地点または供給地点から発電者または需要者の引込開閉器に至るまでの配線（以下「引込口配線」といいます。）は，託送供給のために施設する場合は，契約者の負担により，契約者で施設していただき，発電量調整供給のために施設する場合は，発電契約者の負担により，発電契約者で施設していただきます。

(4) 引込線を取り付けるための発電場所内または需要場所内に設置する引込小柱等の補助支持物は，託送供給のために施設する場合は，契約者の負担により，契約者で施設していただき，発電量調整供給のために施設する場合は，発電契約者の負担により，発電契約者で施設していただきます。この場合には，当社が補助支持物を無償で使用できるものといたします。

(5) 当社は，原則として発電者または需要者の承諾をえて，次により，発電者または需要者の引込小柱等の補助支持物を使用して他の発電者から電気を受電または他の需要者へ電気を供給することがあります。

イ　当社は，発電者または需要者の補助支持物を使用して，他の発電者または他の需要者への引込線を施設いたします。この場合，その補助支持物から最短距離の場所にある発電者または需要者の建造物または補助支持物の取付点に至るまでの引込口配線は引込線とし，その引込線および補助支持物の管理（材料費の負担を含みます。）は当社が行ないます。また，受電地点または供給地点は，発電者または需要者へ引き込むための引込線の終端に変更いたします。

ロ　イにより当社が管理を行なう引込線または補助支持物を改修し，また

は撤去する場合は，当社が工事を行なうものとし，この場合に生ずる撤去材料は，原則として，発電者または需要者にお返しいたします。また，これにともない新たに施設される場合の引込線または補助支持物は，当社の所有とし，当社の負担で施設いたします。

62　地中引込線

(1) 架空引込線を施設することが法令上認められない場合または技術上，経済上もしくは地域的な事情により不適当と認められる場合で，当社の電線路と発電者または需要者の電気設備との接続を地中引込線によって行なうときには，次のイまたはロの最も当社の供給設備に近い接続点までを当社が施設いたします。

イ　発電者または需要者が発電場所内または需要場所内に施設する開閉器，断路器または接続装置の接続点

ロ　当社が施設する計量器（付属装置を含みます。）または接続装置の接続点

なお，当社が接続装置を施設する場合は，その施設場所を発電者または需要者から無償で提供していただきます。

(2) (1)により当社の電線路と接続する電気設備の施設場所は，当社の電線路の最も適当な支持物または分岐点から最短距離の場所にあり，原則として，地中引込線の施設上とくに多額の費用を要する等特別の工事を必要とせず，かつ，安全に施設できる次のいずれにも該当する場所とし，契約者または発電契約者と当社との協議によって定めます。

なお，これ以外の場合には，発電場所内または需要場所内の地中引込線は，託送供給のために施設する場合は，契約者の負担により，契約者で施設していただき，発電量調整供給のために施設する場合は，発電契約者の

負担により，発電契約者で施設していただきます。

イ　発電者または需要者の構内における地中引込線のこう長が50メートル程度以内の場所

ロ　建物の３階以下にある場所

ハ　その他地中引込線の施設上特殊な工法，材料等を必要としない場所

(3) 地中引込線の施設上必要な付帯設備は，原則として，託送供給のために施設する場合は，契約者の負担により，契約者で施設していただき，発電量調整供給のために施設する場合は，発電契約者の負担により，発電契約者で施設していただきます。この場合には，当社が付帯設備を無償で使用できるものといたします。

なお，付帯設備とは，次のものをいいます。

イ　鉄管，暗きょ等発電者または需要者の土地または建物の壁面等に引込線をおさめるために施設される工作物（π引込みの場合のケーブルの引込みおよび引出しのために施設されるものを含みます。）

ロ　発電者または需要者の土地または建物に施設されるハンドホール

ハ　発電者または需要者の建物の改修を必要とする設備および発電者または需要者の工事と同時またはそれ以前に施設しなければならない設備

ニ　その他イ，ロまたはハに準ずる設備

(4) 接続を架空引込線によって行なうことができる場合で，契約者または発電契約者の希望によりとくに地中引込線によって行なうときには，地中引込線は，原則として，託送供給のために施設する場合は，契約者の負担により，契約者で施設していただき，発電量調整供給のために施設する場合は，発電契約者の負担により，発電契約者で施設していただきます。ただし，当社が，保安上または保守上適当と認めた場合は，(1)に準じて接続

を行ないます。この場合，当社は，70（受電地点への供給設備の工事費負担金）(2)もしくは(4)の工事費負担金または74（供給地点への特別供給設備の工事費負担金）の工事費負担金を申し受けます。

63　連接引込線等

(1) 当社は，建物の密集場所等特別の事情がある場所では，連接引込線（１発電場所または１需要場所の引込線から分岐して支持物を経ないで他の発電場所の受電地点または他の需要場所の供給地点に至る引込線をいいます。）または共同引込線によって当社の供給設備と発電者または需要者の電気設備との接続をすることがあります。この場合，当社は，分岐装置を発電者または需要者の土地または建物に施設することがあります。

なお，発電者または需要者の電気設備との接続点までは，当社が施設いたします。

(2) 当社は，原則として発電者または需要者の承諾をえて，次により，発電者または需要者の引込口配線を使用して他の発電者から電気を受電または他の需要者へ電気を供給することがあります。

イ　当社は，発電者または需要者の引込口配線から分岐して，他の発電者または他の需要者への連接引込線を施設いたします。この場合，その引込口配線の終端までは共同引込線とし，その管理（材料費の負担を含みます。）は当社が行ないます。また，受電地点または供給地点は，当社が管理を行なう共同引込線の終端に変更いたします。

ロ　イにより当社が管理を行なう共同引込線を改修し，または撤去する場合は，当社が工事を行なうものとし，この場合に生ずる撤去材料は，原則として，発電者または需要者にお返しいたします。また，これにともない新たに施設される共同引込線は，当社の所有とし，当社の負担で施

設いたします。

64　中高層集合住宅等における受電方法および供給方法

中高層集合住宅等の場合で，１建物内の２以上の発電場所または需要場所において電気を受電または供給するときには，当社は，原則として共同引込線による１引込みで電気を受電または供給いたします。

なお，技術上その他やむをえない場合は，当社は，発電者または需要者の土地または建物に変圧器等の供給設備を施設し，電気を受電または供給いたします。この場合，変圧器の２次側接続点までは，当社が施設いたします。

65　引込線の接続

当社の電線路または引込線と発電者または需要者の電気設備との接続は，当社が行ないます。

なお，契約者または発電契約者の希望によって引込線の位置を変更し，またはこれに準ずる工事をする場合には，当社は，実費を契約者または発電契約者から申し受けます。

66　計量器等の取付け

(1) 料金の算定上必要な計量器（電力量計，無効電力量計等をいいます。），その付属装置（計量器箱，変成器，変成器箱，変成器の２次配線，自動検針用通信端末装置等をいいます。）および区分装置（力率測定時間を区分する装置等をいいます。）については，以下のとおりといたします。ただし，記録型計量器に記録された電力量計の値等を伝送するために当社が発電者または需要者の電気工作物を使用する場合の当該電気工作物は計量器の付属装置とはいたしません。

イ　接続供給電力量の計量に必要な計量器，その付属装置および区分装置は，原則として，接続送電サービス契約電力等に応じて当社が選定し，

かつ，当社の所有とし，当社の負担で取り付けます。ただし，契約者の希望によって計量器の付属装置を施設する場合または変成器の２次配線等でとくに多額の費用を要するものについては，契約者の負担により，契約者で取り付けていただくことがあります。

ロ　発電量調整受電電力量の計量に必要な計量器，その付属装置および区分装置は，原則として，契約受電電力に応じて当社が選定し，かつ，当社の所有とし，当社で取り付けます。この場合，当社は71（受電用計量器等の工事費負担金）の工事費負担金を発電契約者から申し受けます。

(2) 計量器，その付属装置および区分装置の取付位置は，適正な計量ができ，かつ，検査ならびに取付けおよび取外し工事が容易な場所（低圧で受電または供給する場合，原則として屋外といたします。）とし，契約者または発電契約者と当社との協議によって定めます。

また，集合住宅等の場合で，契約者または発電契約者の希望によって計量器，その付属装置および区分装置を建物内に取り付けたときには，契約者または発電契約者と当社との協議により，あらかじめ鍵を預けていただく等当社が建物に立ち入るために必要な協力を行なっていただきます。

(3) 計量器，その付属装置および区分装置の取付場所は，発電者または需要者から無償で提供していただきます。また，(1)により契約者または発電契約者が施設するものについては，当社が無償で使用できるものといたします。

(4) 当社は，記録型計量器に記録された電力量計の値等を伝送するために発電者または需要者の電気工作物を使用することがあります。この場合には，当社が無償で使用できるものといたします。

(5) 契約者または発電契約者の希望によって計量器，その付属装置および区

分装置の取付位置を変更する場合またはこれに準ずる工事をする場合は，当社は，実費を契約者または発電契約者から申し受けます。

(6) 法令により発電量調整受電電力量の計量に必要な計量器およびその付属装置を取り替える場合には，当社は，低圧で受電するときを除き，実費を発電契約者から申し受けます。

(7) 系統運用上必要な受電地点の情報を伝送する装置等（当社所定の仕様によっていただきます。）は，発電契約者の負担により，原則として当社で施設いたします。ただし，Ｎ－１電制の実施に必要な装置として施設する場合は，当社の負担により，当社で施設いたします。

なお，系統運用上必要な受電地点の情報を伝送する装置等の施設場所については，発電者から無償で提供していただきます。

また，発電契約者の希望によって，通信設備等の施設場所を変更する場合またはこれに準ずる工事をする場合は，当社は，実費を発電契約者から申し受けます。

(8) 系統連系技術要件に定めるＮ－１電制の実施に必要な装置は，発電契約者で施設していただきます。

なお，施設等に要した費用の実費について，当社から発電契約者にお支払いいたします。

67　専用供給設備

(1) 当社は，次の場合には，70（受電地点への供給設備の工事費負担金）(2)もしくは(4)の工事費負担金または74（供給地点への特別供給設備の工事費負担金）の工事費負担金を申し受けて契約者または発電契約者の専用設備として受電地点（会社間連系点を除きます。）への供給設備または供給地点（会社間連系点を除きます。）への供給設備を施設いたします。

イ　契約者または発電契約者がとくに希望され，かつ，一般の需要への供給および他の発電者からの受電等に支障がないと認められる場合

ロ　47（託送供給等にともなう技術要件等）の場合

ハ　発電者もしくは需要者の施設の保安上の理由，または発電場所もしくは需要場所およびその他周囲の状況から将来においても他に当該供給設備の使用が見込まれない等の事情により，特定の契約者または発電契約者のみが使用されることになる供給設備を専用供給設備として施設することが適当と認められる場合

(2) (1)の専用供給設備は，受電地点から受電地点に最も近い変電所（専ら当該受電地点への事故波及の防止を目的として施設される変電所を除きます。）までの電線路または供給地点から供給地点に最も近い変電所までの電線路（配電盤，継電器およびその変電所の受電電圧もしくは供給電圧と同位電圧の母線側断路器またはこれに相当する接続点までの電線路を含みます。）に限ります。ただし，特別の事情がある場合は，受電電圧または供給電圧と同位の電圧の電線路およびこれに接続する変圧器（１次電圧側線路開閉器を含みます。）とすることがあります。

なお，開閉所および蓄電所は，変電所とみなします。

(3) 当社は，供給設備を２以上の契約者または発電契約者が共用する専用供給設備とすることがあります。ただし，(1)イの場合は，次に該当する場合で，いずれの契約者または発電契約者にも承諾をいただいたときに限ります。

イ　２以上の契約者または発電契約者が同時に申込みをされる場合で，いずれの契約者または発電契約者も，当社が専用供給設備から電気を受電することまたは供給することを希望されるとき。

ロ　契約者または発電契約者が，当社が既に施設されている専用供給設備から電気を受電することまたは供給することを希望される場合

68　電流制限器の取付け

(1) 需要場所の電流制限器は，当社の所有とし，当社の負担で取り付けます。

(2) 電流制限器の取付位置は原則として屋内とし，その取付場所は需要者から無償で提供していただきます。

(3) 契約者の希望によって電流制限器の取付位置を変更する場合には，当社は，実費を申し受けます。

Ⅷ　工事費の負担

69　工事費の負担方法

(1) 発電契約者が新たに発電量調整供給を希望され，または契約受電電力もしくは予備送電サービス契約電力を増加され，これにともない，当社が新たに受電地点への供給設備を施設する場合（使用開始後３年以内の特別高圧の供給設備を受電側接続設備として利用する場合を含みます。）または発電契約者の希望によって受電地点への供給設備を変更する場合は，70（受電地点への供給設備の工事費負担金）によって工事費負担金を申し受けます。

(2) 契約者が新たに接続供給を希望され，または接続送電サービス契約電力等もしくは予備送電サービス契約電力を増加され，これにともない，当社が新たに供給地点への供給設備を施設する場合（特別高圧で供給する場合で，使用開始後３年以内の供給側接続設備を利用するときを含みます。）または契約者の希望によって供給地点への供給設備を変更する場合は，(3)の場合を除き，73（一般供給設備の工事費負担金），74（供給地点への特別供給設備の工事費負担金）または75（供給地点への供給設備を変更する場合の工事費負担金）によって工事費負担金を申し受けます。

(3) 接続供給の場合で，供給設備を利用期間が１年未満として施設する場合は，79（臨時工事費）によって臨時工事費を申し受けます。

(4) 次の言葉は，Ⅷ（工事費の負担）の各項において，それぞれ次の意味で使用いたします。

イ　受電側接続設備

当社が高圧または特別高圧で受電する場合において，受電地点からの受電の用に供することを主たる目的とする供給設備であって，変電所（専ら当該受電地点への事故波及の防止を目的として施設される変電所を除きます。）の引出口に施設される断路器の受電地点側接続点（基幹送電設備〔ループ状に施設された基幹的な送電設備その他の特定の電源に係る送電を目的としない特別高圧の送電設備をいいます。〕から受電側接続設備を分岐する場合は，基幹送電設備の接続点といたします。）から他の変電所（専ら当該受電地点への事故波及の防止を目的として施設される変電所を除きます。）を経ないで受電地点に至る供給設備をいいます。

ロ　供給側接続設備

供給地点への供給の用に供することを主たる目的とする供給設備であって，発電所または変電所の引出口に施設される断路器の供給地点側接続点（送電線路〔発電所相互間，変電所相互間または発電所と変電所との間を連絡する電線路をいいます。〕から供給側接続設備を分岐する場合は，送電線路の接続点といたします。）から他の発電所または変電所を経ないで供給地点に至る供給設備をいいます。

ハ　受電地点

会社間連系点以外の受電地点をいいます。

ニ　供給地点

会社間連系点以外の供給地点をいいます。

ホ　工事こう長

別冊に定める標準設計基準による設計（以下「標準設計」といいま

す。）にもとづき算定される供給地点から最も近い供給設備までの供給側接続設備のこう長をいい，実際に施設されるこう長とは異なることがあります。

なお，単位は，１メートルとし，その端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。

(5) Ⅷ（工事費の負担）の各項において，開閉所および蓄電所は，変電所とみなします。

(6) 低圧で供給する場合，Ⅷ（工事費の負担）の各項において，接続送電サービス契約電力等を増加される場合とは，次の値が増加する場合といたします。

イ　電灯定額接続送電サービスおよび電灯臨時定額接続送電サービスの場合の契約負荷設備の総容量

ロ　契約電力

ハ　契約電流

ニ　契約容量

なお，20（接続送電サービス）(2)イ(ｲ)によって接続送電サービス契約電力を定める場合で，需要場所における主開閉器の定格電流等を増加されるときは，接続送電サービス契約電力等を増加されるものとみなします。

また，供給電気方式を交流単相２線式標準電圧100ボルトまたは200ボルトから交流単相３線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトに変更される場合は，接続送電サービス契約電力等を増加されるものとみなします。

(7) 高圧で供給する場合で，20（接続送電サービス）(2)イによって接続送電サービス契約電力を定めるとき（20〔接続送電サービス〕(2)ニで需要者の発電設備の検査，補修または事故〔停電による停止等を含みます。〕

により生じた不足電力分以外の供給分について20〔接続送電サービス〕(2)イに準じて値を定める場合を含みます。）には，Ⅷ（工事費の負担）の各項において，接続送電サービス契約電力等を増加される場合とは，需要場所において使用される受電設備の総容量を増加される場合といたします。

70　受電地点への供給設備の工事費負担金

(1) 受電側接続設備の工事費負担金

発電契約者が新たに発電量調整供給を希望され，または契約受電電力を増加される場合で，これにともない，受電側接続設備（専用供給設備および予備供給設備を除きます。）を新たに施設するときは，当社は，標準設計で施設する場合の工事費（以下「標準設計工事費」といいます。）を工事費負担金として発電契約者から申し受けます。

(2) 受電地点への特別供給設備の工事費負担金

イ　発電契約者が新たに発電量調整供給を希望され，または契約受電電力を増加される場合で，これにともない，当社が新たに受電地点への特別の供給設備を施設するときには，当社は，次の金額を工事費負担金として発電契約者から申し受けます。

(ｲ) 発電契約者の希望によって標準設計をこえる設計で受電地点への供給設備を施設する場合は，標準設計工事費をこえる金額

なお，標準設計をこえる設計で受電地点への供給設備を施設する場合とは，次のいずれかに該当する場合をいいます。

a　受電に必要な標準設計をこえる電線，支持物等を施設する場合

b　架空受電側接続設備で受電できるにもかかわらず，地中受電側接続設備を施設する場合

c　標準設計による受電側接続設備以外の受電側接続設備により受電する場合

d　その他受電に必要な標準設計をこえる設計で受電地点への供給設備を施設する場合

また，この場合も，(1)の工事費負担金を申し受けます。

(ﾛ) 67（専用供給設備）によって専用供給設備を施設する場合は，その工事費の全額

なお，この場合の工事費負担金の対象となる範囲は，67（専用供給設備）(2)によるものといたします。

(ﾊ) 受電地点からの受電の用に供することを主たる目的とする供給設備であって，受電側接続設備以外の供給設備（高圧および特別高圧の供給設備に限ります。また，専用供給設備を除きます。）を施設する場合は，ａおよびｂの金額

a　当該供給設備の工事費のうち，発電等設備の設置に伴う電力系統の増強及び事業者の費用負担等の在り方に関する指針にもとづき算定した金額

ただし，託送供給等約款（2015年12月18日付け20150731資第53号認可。）69（受電地点への供給設備の工事費負担金）(2)イ(ﾊ) ａただし書の適用を受ける場合は，ただし書により算定した金額といたします。

b　発電設備等からの出力により，当社配電用変電所バンクにおいて逆潮流が生ずるおそれのある場合で，これに係る措置として当社が新たに供給設備を施設するときには，ａにかかわらず，次の金額

新増加契約受電電力１キロワットにつき	3,850円00銭

ロ　受電地点において22（予備送電サービス）を利用される場合で，これにともない，当社が新たに予備供給設備を施設するときには，当社は，その工事費の全額を工事費負担金として発電契約者から申し受けます。

なお，この場合の工事費負担金の対象となる範囲は，受電側接続設備に該当する範囲といたします。ただし，予備供給設備を専用供給設備として施設する場合は，67（専用供給設備）(2)によるものといたします。

(3) 受電地点への供給設備を変更する場合の工事費負担金

イ　受電地点における契約受電電力または予備送電サービス契約電力の増加にともなわないで発電契約者の希望によって当該受電地点への供給設備を変更する場合は，65（引込線の接続）または66（計量器等の取付け）によって実費を申し受ける場合を除き，当社は，その工事費の全額を工事費負担金として発電契約者から申し受けます。

ロ　混雑緩和プロセスにより供給設備を変更する場合は，イにかかわらず，その工事費のうち，発電等設備の設置に伴う電力系統の増強及び事業者の費用負担等の在り方に関する指針にもとづき算定した金額を工事費負担金として発電契約者から申し受けます。

ハ　47（託送供給等にともなう技術要件等）によって受電地点への供給設備を新たに施設または変更する場合には，当社は，その工事費の全額を工事費負担金として発電契約者から申し受けます。

(4) 発電契約者が新たに発電量調整供給を希望され，または契約受電電力を増加される場合もしくは受電地点への供給設備を変更する場合で，低圧で

受電するとき（受電の用に供することを主たる目的とするときに限ります。）は，当社は，(2)イ(ｲ)，(ﾛ)および(3)にかかわらず，その受電の用に供することによって必要となる工事費（(2)イ(ﾊ)により申し受ける金額を除きます。）を工事費負担金として発電契約者から申し受けます。

(5) 工事費の算定

(1)，(2)，(3)および(4)の場合の工事費は，次により算定いたします。

イ　工事費は，発電契約者が標準設計をこえる設計によることを希望される場合を除き標準設計工事費とし，工事費負担金の対象となる供給設備の工事に要する材料費，工費および諸掛り（測量監督費，諸経費，補償費〔残地補償費は，明確に区分されているものに限ります。〕，建設分担関連費〔電気事業会計規則で定める固定資産に振り替えられるものに限ります。〕およびその他の費用をいいます。）の合計額（撤去工事がある場合は，その合計額から撤去後の資材の残存価額を差し引いた金額に，撤去する場合の諸工費〔諸掛りを含みます。〕を加えた金額といたします。）といたします。

なお，次のものについては，工事費に計上いたしません。

(ｲ) 土地費（電気事業会計規則で定める固定資産土地として計上される金額をいいます。）

(ﾛ) 架空電線路の経過地に地役権を設定する場合は，その対価の50パーセントに相当する金額および登録免許税，印紙税，登記手数料等地役権の登記に要する費用

(ﾊ) 架空電線路の経過地に構造物の建築，竹木の植栽等電線路に支障を及ぼす行為を行なわないことを条件とする補償契約を締結する場合は，その線下補償費の50パーセントに相当する金額

ロ　発電契約者が標準設計をこえる設計によることを希望される場合の工事費は，イに準じて算定いたします。

ハ　当社が将来の需要を考慮してあらかじめ施設した鉄塔，管路等を利用して受電する場合は，新たに施設される電線路に必要とされる回線数，管路孔数等に応じて次の算式により算定した金額を電線路の工事費に算入いたします。

(ｲ) 鉄塔を利用して受電する場合

$$\text{工事費} \times \frac{\text{使用回線数}}{\text{施設回線数}}$$

(ﾛ) 管路等を利用して受電する場合

$$\text{工事費} \times \frac{\text{使用孔数}}{\text{施設孔数}-\text{予備孔数}}$$

ニ　使用開始後３年以内の特別高圧の供給設備を受電側接続設備として利用する場合は，新たに利用する部分を新たに施設される受電側接続設備（特別高圧のノンファーム電源の受電地点に係る発電場所から電気を受電する場合は，変電所相互間を連絡する電線路を除きます。）とみなします。

ホ　(2)イ(ﾊ)の場合で，使用開始後３年以内の供給設備を利用するときは，新たに利用される部分を新たに施設される受電側接続設備以外の供給設備（高圧および特別高圧の供給設備に限ります。また，専用供給設

備を除きます。なお，ノンファーム電源の受電地点に係る発電場所から電気を受電する場合は，高圧の供給設備および当社が適当であると認めた供給設備に限ります。）とみなします。

ヘ　低圧または高圧で受電する場合で，工事費を当社が定める単位当たりの金額にもとづいて算定することが適当と認められるときは，イまたはロにかかわらず，工事費を当該金額にもとづいて算定いたします。

(6) 受電地点への供給設備の工事費負担金は，受電地点ごとに，かつ，発電量調整供給契約ごとに算定いたします。

ただし，２以上の発電契約者が受電地点への供給設備の全部または一部を共用する場合の工事費負担金の算定は，次によります。

イ　２以上の発電契約者から共同して申込みがあった場合，または２以上の発電契約者のうち１の発電契約者が代表して工事費負担金を支払われる旨を申し出られた場合の工事費負担金は，その代表の発電契約者による１申込みとみなして算定いたします。

ロ　２以上の発電契約者から同時に申込みがあった場合の工事費負担金は，発電契約者ごとに算定いたします。この場合，発電契約者ごとの共用部分の工事費は，原則として契約受電電力の比であん分した金額といたします。

(7) 特例区域等の発電契約者が新たに発電量調整供給を開始し，または契約受電電力を増加される場合で，これにともない当社が新たに受電地点への供給設備を施設するときには，当社は，(1)，(2)または(4)にかかわらず，その工事費の全額を工事費負担金として発電契約者から申し受けます。

なお，この場合の工事費負担金は，(2)の場合に準じて算定いたしま

す。

71　受電用計量器等の工事費負担金

発電契約者が新たに発電量調整供給を希望され，または契約受電電力を増加される場合等で，これにともない，新たに受電用の計量器，その付属装置および区分装置を利用されるときは，当社は，その工事に要した費用の全額を工事費負担金として発電契約者から申し受けます。ただし，低圧で受電する場合で，受電の用に供することを主たる目的とするときには，その受電の用に供することによって必要となる工事費を工事費負担金として発電契約者から申し受けます。

72　会社間連系設備の工事費負担金

契約者が新たに託送供給を希望され，または契約受電電力等を増加され，これにともない，会社間連系設備（会社間連系点に至る供給設備をいいます。）を新たに施設する場合は，当社は，工事費負担金を契約者から申し受けます。この場合，工事費負担金の金額は，工事の内容，接続供給契約または振替供給契約の内容等を基準として，契約者と当社との協議によって定めます。

73　一般供給設備の工事費負担金

(1) 低圧または高圧で供給する場合

イ　契約者が新たに接続供給を希望され，または接続送電サービス契約電力等を増加される場合（新たに接続供給を開始される場合で，当該接続供給を開始される前から引き続き当社の供給設備を利用され，かつ，下位の供給電圧に変更されるときを除きます。）で，これにともない，新たに施設される供給側接続設備（専用供給設備および予備供給設備を除きます。）の工事こう長が無償こう長（架空の場合は1,000メートル，

地中の場合は150メートルといたします。）をこえるときには，当社は，その超過こう長に次の金額を乗じてえた金額を工事費負担金として契約者から申し受けます。この場合，工事費負担金は，供給地点ごとに申し受けます。

区　　分	単　　位	金　　額
架空供給側接続設備の場合	超過こう長１メートルにつき	3,410円00銭
地中供給側接続設備の場合	超過こう長１メートルにつき	27,500円00銭

なお，張替えまたは添架を行なう場合は，架空供給側接続設備についてはその工事こう長の60パーセント，地中供給側接続設備についてはその工事こう長の20パーセントに相当する値を新たに施設される供給側接続設備の工事こう長とみなします。

ロ　２以上の供給地点に係る供給側接続設備の全部または一部を共用する場合の工事費負担金の算定は，次によります。

(ｲ) ２以上の契約者から共同して申込みがあった場合，または契約者から２以上の供給地点について申込みがあり，かつ，一括して算定することを希望される場合の工事費負担金の無償こう長は，イの無償こう長に供給地点の数を乗じてえた値といたします。

(ﾛ) ２以上の契約者から同時に申込みがあった場合，または契約者から２以上の供給地点について申込みがあり，かつ，一括して算定することを希望されない場合の工事費負担金は，供給地点ごとに算定いたします。この場合，それぞれの供給地点における供給側接続設備の工事

こう長については，共用される部分の工事こう長を共用する供給地点の数で除してえた値にその供給地点に係って単独で使用される部分の工事こう長を加えた値を，新たに施設される供給側接続設備の工事こう長といたします。

ハ　架空供給側接続設備と地中供給側接続設備とをあわせて施設する場合のイの超過こう長は，次により算定いたします。

(ｲ) 地中供給側接続設備の超過こう長は，地中供給側接続設備の工事こう長から地中供給側接続設備の無償こう長を差し引いた値といたします。

(ﾛ) 架空供給側接続設備の超過こう長は，架空供給側接続設備の工事こう長といたします。ただし，地中供給側接続設備の工事こう長が地中供給側接続設備の無償こう長を下回る場合は，次の算式により算定された値といたします。

$$\text{架空供給側接続設備の超過こう長} = \text{架空供給側接続設備の工事こう長} - \left(\text{地中供給側接続設備の無償こう長} - \text{地中供給側接続設備の工事こう長}\right) \times \frac{\text{架空供給側接続設備の無償こう長}}{\text{地中供給側接続設備の無償こう長}}$$

(2) 特別高圧で供給する場合

イ　契約者が新たに接続供給を希望され，または接続送電サービス契約電力を増加される場合（新たに接続供給を開始される場合で，当該接続供給を開始される前から引き続き当社の供給設備を利用され，かつ，下位の供給電圧に変更されるときを除きます。）で，これにともない，新たに施設される供給側接続設備（専用供給設備および予備供給設備を除きます。）について(ｲ)により算定される工事費が(ﾛ)の当社負担額をこえ

るときには，当社は，その超過額を工事費負担金として契約者から申し受けます。この場合，工事費負担金は，供給地点ごとに申し受けます。

(ｲ) 工 事 費

a　架空供給側接続設備の場合

（工事こう長100ﾒｰﾄﾙ当たり）

新増加接続送電サービス契約電力１キロワットにつき	標準電圧20,000ﾎﾞﾙﾄまたは30,000ﾎﾞﾙﾄで供給する場合	363円00銭
	標準電圧70,000ﾎﾞﾙﾄで供給する場合	165円00銭
	標準電圧140,000ﾎﾞﾙﾄで供給する場合	88円00銭

なお，標準電圧20,000ボルト，30,000ボルト，70,000ボルトまたは140,000ボルト以外の電圧で当社が供給する場合は，その工事費の全額といたします。

b　地中供給側接続設備の場合

（工事こう長100ﾒｰﾄﾙ当たり）

新増加接続送電サービス契約電力１キロワットにつき	標準電圧20,000ﾎﾞﾙﾄまたは30,000ﾎﾞﾙﾄで供給する場合	638円00銭
	標準電圧70,000ﾎﾞﾙﾄで供給する場合	451円00銭
	標準電圧140,000ﾎﾞﾙﾄで供給する場合	242円00銭

なお，張替えを行なう場合には，その部分の単価は，上表の該当欄の単価の20パーセントといたします。

また，標準電圧20,000ボルト，30,000ボルト，70,000ボルトまたは140,000ボルト以外の電圧で当社が供給する場合は，その工事費の全額といたします。

c　スポットネットワーク方式により供給するために，当社が新たに地中供給側接続設備を施設する場合の工事費は，ｂにかかわらず，次の算式により算定いたします。

$$\text{工事費相当額}\times\text{工事こう長}\times\frac{1}{100}\times\frac{\text{新増加接続送電サービス契約電力}}{\text{利用回線数}-1}$$

この場合，工事費相当額は，次のとおりといたします。

ｂの工事費単価×｛100ﾊﾟｰｾﾝﾄ＋20ﾊﾟｰｾﾝﾄ×（利用回線数－１）｝

なお，スポットネットワーク方式とは，当社が技術的，経済的に必要と認めた場合に，原則として３回線の当社の電線路から，契約者がそれぞれの回線ごとに施設した変圧器の２次側母線で常時並行して供給を受ける方式をいいます。

(ﾛ) 当社負担額

新増加接続送電サービス契約電力１キロワットにつき	5,500円00銭

ロ　契約者が新たに接続供給を希望され，または接続送電サービス契約電力を増加される場合で，使用開始後３年以内の供給設備を利用して当社が供給するときは，新たに利用する部分を新たに施設される供給側接続設備とみなします。

(3) 20（接続送電サービス）(2)ニによって接続送電サービス契約電力を定める供給地点の接続送電サービス契約電力は，この73（一般供給設備の工事費負担金）の工事費負担金の算定上，需要者の発電設備の検査，補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気の供給分を含まないものといたします。

(4) 分割接続供給の場合の一般供給設備の工事費負担金は，(1)，(2)または(3)に準じて算定し，双方の契約者と当社との協議のうえ，一方または双方の契約者から申し受けます。この場合，工事費負担金の算定上，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービス契約電力を接続送電サービス契約電力とみなします。

74　供給地点への特別供給設備の工事費負担金

(1) 契約者が新たに接続供給を希望され，または接続供給契約を変更される場合（新たに接続供給を開始される場合で，当該接続供給を開始される前から引き続き当社の供給設備を利用され，かつ，下位の供給電圧に変更されるときを除きます。）で，これにともない，当社が新たに供給地点への特別の供給設備を施設するときには，当社は，次の金額を工事費負担金として契約者から申し受けます。

イ　契約者の希望によって，標準設計をこえる設計で供給地点への供給設備を施設する場合は，標準設計工事費をこえる金額

なお，標準設計をこえる設計で供給地点への供給設備を施設する場合とは，次のいずれかに該当する場合をいいます。

(ｲ) 供給に必要な標準設計をこえる電線，支持物等を施設する場合

(ﾛ) 標準設計による供給側接続設備以外の供給側接続設備により供給する場合

(ハ) その他供給に必要な標準設計をこえる設計で供給地点への供給設備を施設する場合

また，この場合も，73（一般供給設備の工事費負担金）の工事費負担金を申し受けます。

ロ　架空供給側接続設備で供給できるにもかかわらず，契約者の希望によって地中供給側接続設備を施設する場合は，(イ)または(ロ)の金額

(イ) 標準設計工事費をこえる金額

なお，この場合も，73（一般供給設備の工事費負担金）の工事費負担金を申し受けます。

(ロ) 供給地点が行政庁から認可，認定等を受けている市街地開発事業等（都市計画法第４条第７項に規定する市街地開発事業その他これらに類する事業をいいます。）に係る区域の場合は，(イ)にかかわらず，その工事費の全額からケーブル，変圧器，開閉器等の工事費を差し引いた金額

ハ　67（専用供給設備）によって専用供給設備を施設する場合は，その工事費の全額

なお，この場合の工事費負担金の対象となる範囲は，67（専用供給設備）(2)によるものといたします。

(2) 20（接続送電サービス）(2)ニによって接続送電サービス契約電力を定める供給地点において需要者の発電設備の検査，補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気の供給のために20（接続送電サービス）を利用される場合，または供給地点において22（予備送電サービス）を利用される場合で，これにともない，当社が新たに予備供給設備を施設するときには，当社は，その工事費

の全額を工事費負担金として契約者から申し受けます。

なお，この場合の工事費負担金の対象となる範囲は，供給側接続設備に該当する範囲といたします。ただし，予備供給設備を専用供給設備として施設する場合は，67（専用供給設備）(2)によるものといたします。

75　供給地点への供給設備を変更する場合の工事費負担金

(1) 供給地点における接続送電サービス契約電力等または予備送電サービス契約電力の増加にともなわないで契約者の希望によって当該供給地点への供給設備を変更する場合（新たに接続供給を開始される場合で，当該接続供給を開始される前から引き続き当社の供給設備を利用され，かつ，下位の供給電圧に変更されるときを含みます。）は，65（引込線の接続），66（計量器等の取付け）または68（電流制限器の取付け）によって実費を申し受ける場合を除き，当社は，その工事費の全額を工事費負担金として契約者から申し受けます。

(2) 47（託送供給等にともなう技術要件等）によって供給地点への供給設備を新たに施設または変更する場合には，当社は，その工事費の全額を工事費負担金として契約者から申し受けます。

76　供給地点への特別供給設備等の工事費の算定

74（供給地点への特別供給設備の工事費負担金）および75（供給地点への供給設備を変更する場合の工事費負担金）の場合の工事費は，次により算定いたします。

(1) 工事費は，契約者が標準設計をこえる設計によることを希望される場合を除き標準設計工事費とし，工事費負担金の対象となる供給設備の工事に要する材料費，工費および諸掛り（測量監督費，諸経費，補償費〔残地補償費は，明確に区分されているものに限ります。〕，建設分担関連費〔電

気事業会計規則で定める固定資産に振り替えられるものに限ります。〕およびその他の費用をいいます。）の合計額（撤去工事がある場合は，その合計額から撤去後の資材の残存価額を差し引いた金額に，撤去する場合の諸工費〔諸掛りを含みます。〕を加えた金額といたします。）といたします。ただし，契約者の希望により暫定的に利用される供給設備を施設する場合の工事費は，79（臨時工事費）に準じて算定いたします。

なお，次のものについては，工事費に計上いたしません。

イ　土地費（電気事業会計規則で定める固定資産土地として計上される金額をいいます。）

ロ　架空電線路の経過地に地役権を設定する場合は，その対価の50パーセントに相当する金額および登録免許税，印紙税，登記手数料等地役権の登記に要する費用

ハ　架空電線路の経過地に構造物の建築，竹木の植栽等電線路に支障を及ぼす行為を行なわないことを条件とする補償契約を締結する場合は，その線下補償費の50パーセントに相当する金額

(2) 契約者が標準設計をこえる設計によることを希望される場合の工事費は，(1)に準じて算定いたします。

(3) 低圧で供給する場合で，74（供給地点への特別供給設備の工事費負担金）(1)イまたはロ(イ)に該当し，かつ，その工事費を73（一般供給設備の工事費負担金）(1)イに定める超過こう長１メートル当たりの金額にもとづいて算定することが適当と認められるときは，(1)および(2)にかかわらず，標準設計をこえる設計で施設される供給設備の工事費および標準設計工事費をいずれも73（一般供給設備の工事費負担金）(1)イにもとづいて算定いたします。この場合，超過こう長１メートル当たりの金額を新たに

施設される供給側接続設備の全工事こう長に適用して工事費を算定いたします。

(4) 当社が将来の需要を考慮してあらかじめ施設した鉄塔，管路等を利用して供給する場合は，新たに施設される電線路に必要とされる回線数，管路孔数等に応じて次の算式により算定した金額を電線路の工事費に算入いたします。

イ　鉄塔を利用して供給する場合

$$\text{工事費} \times \frac{\text{使用回線数}}{\text{施設回線数}}$$

ロ　管路等を利用して供給する場合

$$\text{工事費} \times \frac{\text{使用孔数}}{\text{施設孔数}-\text{予備孔数}}$$

(5) 特別高圧で供給する場合で，使用開始後３年以内の供給設備を利用するときは，新たに利用する部分を新たに施設される供給側接続設備とみなします。

なお，この場合の工事費は，73（一般供給設備の工事費負担金）(2)イ(ｲ)に準じて算定いたします。

(6) 74（供給地点への特別供給設備の工事費負担金）(2)の場合（特別高圧で供給する場合は，標準電圧20,000ボルト，30,000ボルト，70,000ボルトまたは140,000ボルトで当社が供給するときに限ります。）の工事費は，

次によります。

イ　高圧で供給する場合

73（一般供給設備の工事費負担金）(1)イに定める超過こう長１メートル当たりの金額にもとづいて算定することが適当と認められる場合は，(1)または(2)にかかわらず，その工事費を73（一般供給設備の工事費負担金）(1)イにもとづいて算定いたします。この場合，超過こう長１メートル当たりの金額を新たに施設される供給側接続設備の全工事こう長に適用して工事費を算定いたします。

ロ　特別高圧で供給する場合

契約者が標準設計をこえる設計によることを希望される場合を除き，(1)にかかわらず，73（一般供給設備の工事費負担金）(2)イ(ｲ)およびロによって算定いたします。

なお，22（予備送電サービス）によって当社が供給する場合で，一般供給設備と予備供給設備とをあわせて施設するときの予備供給設備の工事費は，73（一般供給設備の工事費負担金）(2)イ(ｲ)の該当欄の単価の20パーセントを適用して算定いたします。

(7) 低圧または高圧で供給する場合で，工事費を当社が定める単位当たりの金額にもとづいて算定することが適当と認められるとき（(3)および(6)イの場合を除きます。）は，(1)または(2)にかかわらず，工事費を当該金額にもとづいて算定いたします。

(8) 特例区域等の契約者が新たに接続供給を開始し，または接続送電サービス契約電力を増加される場合（新たに接続供給を開始される場合で，当該接続供給を開始される前から引き続き当社の供給設備を利用され，かつ，下位の供給電圧に変更されるときを除きます。）で，これにともない当社

が新たに供給地点への供給設備を施設するときには，当社は，73（一般供給設備の工事費負担金）または74（供給地点への特別供給設備の工事費負担金）にかかわらず，その工事費の全額を工事費負担金として契約者から申し受けます。

なお，この場合の工事費負担金は，74（供給地点への特別供給設備の工事費負担金）の場合に準じて算定いたします。

(9) 分割接続供給の場合の供給地点への特別供給設備等の工事費負担金は，74（供給地点への特別供給設備の工事費負担金），75（供給地点への供給設備を変更する場合の工事費負担金）または(8)の場合に準じて算定し，双方の契約者と当社との協議のうえ，一方または双方の契約者から申し受けます。この場合，工事費負担金の算定上，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービス契約電力を接続送電サービス契約電力とみなします。

77　工事費負担金の申受けおよび精算

(1) 当社は，工事費負担金を託送供給または発電量調整供給の準備着手前に申し受けます。ただし，契約者または発電契約者に特別の事情がある場合は，工事費負担金を託送供給または発電量調整供給の準備着手後に申し受けることがあります。この場合，原則として，託送供給または発電量調整供給の開始日までに申し受けます。

なお，９（検討および契約の申込み）(4)にもとづき系統連系保証金を申し受けた場合または54（契約の変更）(6)ハにもとづき混雑緩和プロセスに関する保証金を申し受けた場合は，系統連系保証金または混雑緩和プロセスに関する保証金を工事費負担金に充当いたします。

(2) 工事費負担金は，次の場合には，工事完成後すみやかに精算するものと

いたします。

イ　73（一般供給設備の工事費負担金）(1)または(2)イ(ｲ)にもとづき算定される場合は，次に該当するとき。

(ｲ) 設計変更等により，架空供給側接続設備または地中供給側接続設備のいずれかの工事こう長の変更の差異が５パーセントをこえる場合

(ﾛ) その他特別の事情により，工事費負担金に差異が生じた場合

ロ　70（受電地点への供給設備の工事費負担金），71（受電用計量器等の工事費負担金），72（会社間連系設備の工事費負担金），74（供給地点への特別供給設備の工事費負担金）（73〔一般供給設備の工事費負担金〕(1)イまたは(2)イ(ｲ)にもとづいて工事費を算定する場合は，イに準ずるものといたします。）および75（供給地点への供給設備を変更する場合の工事費負担金）にもとづき算定される場合は，次に該当するとき。

(ｲ) 低圧または高圧で受電または供給する場合

a　設計変更により，電柱（鉄塔，鉄柱を含みます。），電線および変圧器等の主要材料の規格が変更となる場合，または主要材料の数量の変更（低圧引込線を除きます。）の差異が５パーセントをこえる場合

b　設計時と払出時との間で材料費の単価に変動が生じた場合（設計から払出しまでの期間が短いときを除きます。）

c　その他特別の事情により，工事費負担金に著しい差異が生じた場合

(ﾛ) 特別高圧で受電または供給する場合

原則としてすべての場合

(3) 当社は，工事費負担金を申し受けて施設した受電側接続設備または供給側接続設備の全部または一部を他の契約者または発電契約者と共用する供給設備として利用することがあります。

なお，当社が特別高圧で受電または供給し，かつ，その利用が供給設備の使用開始後３年以内に行なわれる場合で，当該受電側接続設備または供給側接続設備を使用開始したときにさかのぼって２以上の契約者または発電契約者が共用する供給設備として算定した場合の工事費負担金が既に申し受けた工事費負担金を下回るときは，その差額をお返しいたします。

(4) 当社は，70（受電地点への供給設備の工事費負担金）(2)イ(ハ)に定める供給設備の全部または一部を他の契約者または発電契約者と共用する供給設備として利用することがあります。

なお，当社が受電する電気または特別高圧で供給する電気について，その利用が供給設備の使用開始後３年以内に行なわれる場合で，その供給設備を使用開始したときにさかのぼって２以上の契約者または発電契約者が共用する供給設備として算定した場合の工事費負担金が既に申し受けた工事費負担金を下回るときは，原則としてその差額をお返しいたします。

(5) 当社は，契約者または発電契約者の承諾をえて，専用供給設備を専用供給設備以外の供給設備に変更することがあります。

なお，その変更が供給設備の使用開始後10年以内に行なわれる場合は，その専用供給設備を使用開始したときにさかのぼって専用供給設備以外の供給設備として算定した工事費負担金と，既に申し受けた工事費負担金との差額をお返しいたします。

(6) 低圧または高圧で供給する場合，居住用の分譲地として整備された地域等において，原則として１年以内にすべての建物が施設される場合で，す

べての供給地点について２以上の契約者が共同して申込みをされたときまたはすべての供給地点について契約者から申込みがあり，かつ，一括して工事費負担金を算定することを希望されるときには，当社は，施設を予定しているすべての建物に対する工事こう長のうち無償こう長に供給地点の数の70パーセントの値を乗じてえた値をこえる部分を超過こう長として算定される73（一般供給設備の工事費負担金）の工事費負担金を当初に申し受けます。

また，工事費負担金契約書（80〔工事費負担金契約等の締結〕に定める工事費等に関する契約書をいいます。）に定める期日に既に供給を開始している供給地点の数により工事費負担金を精算いたします。この場合の精算の対象となる工事こう長は，共同して申込みをされた供給地点の数と供給を開始した供給地点の数とが異なる場合であっても，施設された供給設備に応じたものといたします。

78　託送供給等の開始に至らないで契約を廃止または変更される場合等の費用の申受け

(1) 託送供給開始に至らないで接続供給契約または振替供給契約を廃止または変更される場合

当社が供給に必要な設備（計量器等を含みます。）の一部または全部を施設した後，契約者または需要者の都合によって接続供給または振替供給の開始に至らないで接続供給契約または振替供給契約を廃止または変更される場合は，当社は，要した費用の実費を契約者から申し受けます。

なお，実際に設備の工事を行なわなかった場合であっても，測量監督，資材調達等に費用を要したときは，その実費を契約者から申し受けます。

また，分割接続供給の場合は，要した費用の実費を双方の契約者と当社

との協議のうえ，一方または双方の契約者から申し受けます。

(2) 発電量調整供給開始に至らないで発電量調整供給契約を廃止または変更される場合

当社が受電に必要な設備（計量器等を含みます。）の一部または全部を施設した後，発電契約者または発電者の都合によって発電量調整供給の開始に至らないで発電量調整供給契約を廃止または変更される場合等は，当社は，要した費用の実費を発電契約者から申し受けます。ただし，発電契約者との間で電源接続案件一括検討プロセスにもとづき工事費負担金補償金を定める場合は，供給設備の工事を行なう前であっても，原則としてその金額を発電契約者から申し受けます。

なお，電力広域的運営推進機関送配電等業務指針に定める保証金を返還する事情に該当する場合には，当社は，系統連系保証金をお返しいたします。

また，実際に設備の工事を行なわなかった場合であっても，測量監督，資材調達等に費用を要したときは，その実費を発電契約者から申し受けます。

(3) 混雑緩和プロセスにともなう供給設備の変更を中止される場合等

混雑緩和プロセスにともない供給設備の一部または全部を変更した後，発電契約者または発電者の都合によって供給設備の変更を中止される場合等は，当社は，要した費用の実費を発電契約者から申し受けます。ただし，発電契約者との間で混雑緩和プロセスにもとづき工事費負担金補償金を定める場合は，供給設備の工事を行なう前であっても，原則としてその金額を発電契約者から申し受けます。

なお，電力広域的運営推進機関送配電等業務指針に定める混雑緩和プロ

セスに関する保証金を返還する事情に該当する場合は，当社は，混雑緩和プロセスに関する保証金をお返しいたします。

また，実際に供給設備の工事を行なわなかった場合であっても，測量監督等に費用を要したときは，その実費を発電契約者から申し受けます。

79　臨時工事費

(1) 21（臨時接続送電サービス）によって当社が供給する場合で，需要者または発電者の電気設備を当社の供給設備と接続するにあたり，供給設備を利用期間が１年未満として施設するときには，当社は，新たに施設する供給設備の工事費にその設備を撤去する場合の諸工費を加えた金額から，その撤去後の資材の残存価額を差し引いた金額を，臨時工事費として契約者から申し受けます。この場合は，73（一般供給設備の工事費負担金），74（供給地点への特別供給設備の工事費負担金）および75（供給地点への供給設備を変更する場合の工事費負担金）の工事費負担金は申し受けません。

なお，低圧または高圧で供給する場合，撤去後の資材の残存価額は，変圧器，開閉器等の機器についてはその価額の95パーセント，その他の設備についてはその価額の50パーセントといたします。

また，特別高圧で供給する場合，原則として，撤去後の資材のうち変圧器，開閉器等の機器については，契約使用期間１月（１月未満は，１月といたします。）につきその価額の１パーセントを差し引いた金額を残存価額といたします。

(2) 低圧または高圧で供給する場合，新たに施設する供給設備のうち，当社が将来の需要等を考慮して常置し，かつ，無償こう長に相当する部分については臨時工事費を申し受けません。

(3) 分割接続供給の場合の臨時工事費は，(1)または(2)に準じて算定し，双方の契約者と当社との協議のうえ，一方または双方の契約者から申し受けます。

(4) 臨時工事費の精算は，77（工事費負担金の申受けおよび精算）(2)ロの場合に準ずるものといたします。

80 工事費負担金契約等の締結

当社は，契約者または発電契約者との間で，契約者もしくは発電契約者が希望される場合または当社が必要とする場合は，託送供給または発電量調整供給の準備着手前に，工事費負担金または臨時工事費に関する必要な事項について，契約書（当社所定の様式によっていただきます。）を作成し，工事費負担金または臨時工事費に関する契約を結びます。

Ⅸ 保　　安

81　保安の責任

当社は，受電地点および供給地点に至るまでの供給設備（当社が所有権を有さない設備を除きます。）ならびに計量器等発電場所内および需要場所内の当社の電気工作物について，保安の責任を負います。

82　保安等に対する発電者および需要者の協力等

(1) 次の場合には，発電者または需要者からすみやかにその旨を当社に通知していただきます。この場合には，当社は，ただちに適当な処置をいたします。

イ　発電者または需要者が，引込線，計量器等その発電場所内および需要場所内の当社の電気工作物に異状もしくは故障があり，または異状もしくは故障が生ずるおそれがあると認めた場合

ロ　発電者または需要者が，発電者または需要者の電気工作物に異状もしくは故障があり，または異状もしくは故障が生ずるおそれがあり，それが当社の供給設備に影響を及ぼすおそれがあると認めた場合

(2) 発電者または需要者が，当社の供給設備を使用しないことが明らかな場合で，当社が保安上必要と認めるときは，その期間について，当社は，(1)に準じて，適当な処置をいたします。

(3) 発電者または需要者が，当社の供給設備に直接影響を及ぼすような物件の設置，変更または修繕工事をされる場合は，あらかじめその内容を当社に通知していただきます。また，物件の設置，変更または修繕工事をされた後，その物件が当社の供給設備に直接影響を及ぼすこととなった場合に

は，すみやかにその内容を当社に通知していただきます。これらの場合において，保安上とくに必要があるときには，当社は，発電者または需要者にその内容の変更をしていただくことがあります。

(4) 当社は，必要に応じて，託送供給または発電量調整供給の開始に先だち，接続供給電力または発電量調整受電電力をしゃ断する開閉器の操作方法等について，発電者または需要者と協議を行ないます。

(5) 電圧または周波数の変動等によって損害を受けるおそれがある発電者または需要者は，無停電電源装置の設置等必要な措置を講じていただきます。また，発電者または需要者が保安等のために必要とされる電気については，保安用の発電設備の設置，蓄電池装置の設置等必要な措置を発電者または需要者に講じていただきます。

83 調　　査

(1) 当社は，法令で定めるところにより，需要者の電気工作物が技術基準に適合しているかどうかを調査いたします。

なお，需要者の求めに応じ，係員は，所定の証明書を提示いたします。

(2) 調査は，次の事項について行ないます。ただし，必要がないと認められる場合には，その一部を省略することがあります。

イ　絶縁抵抗値または漏えい電流値の測定

ロ　接地抵抗値の測定

ハ　点検

(3) 当社は，(1)の調査の結果，技術基準に適合していると認めるときはその旨を，適合していないと認めるときは技術基準に適合させるためにとるべき措置およびその措置をとらなかった場合に生ずると予想される結果を，需要者にお知らせいたします。

なお，調査結果の通知は，調査年月日，係員，調査についての照会先等を記載した文書等により，原則として調査時に行ないます。

84　調査等の委託

(1) 当社は，83（調査）の業務の全部または一部を経済産業大臣の登録を受けた調査機関（以下「登録調査機関」といいます。）に委託することがあります。

(2) 当社は，(1)によって委託した場合には，委託先の名称，所在地および委託した業務内容等を記載した文書等により，需要者にお知らせいたします。

85　調査に対する需要者の協力

(1) 需要者が電気工作物の変更の工事を行なった場合には，その工事が完成したとき，すみやかにその旨を当社または登録調査機関に通知していただきます。

(2) 当社は，83（調査）(1)により調査を行なうにあたり，必要があるときは，需要者の承諾をえて電気工作物の配線図を提示していただきます。

86　検査または工事の受託

(1) 低圧で供給する場合，契約者または需要者は，保安上必要な電気工作物の検査を当社に申し込むことができます。

(2) (1)の申込みを受けた場合には，当社は，すみやかに検査を行ないます。この場合には，当社は，検査料として実費を申し受けます。ただし，軽易なものについては，無料とすることがあります。

(3) 低圧で供給する場合，契約者または需要者は，保安上必要な電気工作物の工事を当社に申し込むことができます。

(4) (3)の申込みを受けた場合には，当社は，できる限りこれを受託いたし

ます。受託したときには，当社は，実費を申し受けます。ただし，電線被覆損傷箇所のテープ巻き等の軽易なものについては，材料費（消耗品を除きます。）のみを申し受けます。

87　自家用電気工作物

需要者の電気工作物のうち自家用電気工作物については，この約款のうち次のものは，適用いたしません。

(1) 83（調査）

(2) 84（調査等の委託）

(3) 85（調査に対する需要者の協力）

(4) 86（検査または工事の受託）

附　　則

附　　則

１　この約款の実施期日

この約款は，2025年４月１日から実施いたします。

２　標準周波数についての特別措置

この約款実施の際現に次の区域内で標準周波数50ヘルツで電気を供給している区域については，当分の間，標準周波数50ヘルツで供給いたします。

長野県の一部

３　受電電圧および供給電圧についての特別措置

受電電圧および供給電圧については，当社の供給設備の都合でやむをえない場合には，当分の間，本則の規定にかかわらず標準電圧10,000ボルト，40,000ボルトまたは60,000ボルトで受電または供給することがあります。この場合において，供給条件は，10,000ボルトまたは40,000ボルトで受電または供給するときには標準電圧20,000ボルトまたは30,000ボルトで受電または供給する場合に，また，60,000ボルトで受電または供給するときには標準電圧70,000ボルトで受電または供給する場合に準ずるものといたします。

４　揚水発電設備等が設置された需要場所に接続供給を行なう場合の特別措置

(1)に定める適用範囲に該当する接続供給契約で，あらかじめ契約者から申出がある場合は，料金および必要となるその他の供給条件は次のとおりといたします。

(1) 適用範囲

イ　揚水発電設備等が設置された需要場所に供給され揚水または蓄電された接続供給に係る電気が，当該需要場所以外の需要場所に託送供給され

る場合であること。

ロ　イの接続供給に係る電気と，それ以外の電気（揚水発電設備等が設置された需要場所内で使用される電気や揚水発電設備等が設置された需要場所内で発電または放電された電気等をいいます。）とを，物理的に区分する等，何らかの方法で明確に区分が可能となるよう措置されており，(ｲ)および(ﾛ)を明確に区分して定めることが可能であること。ただし，技術上，経済上，やむをえない場合等特別の事情がある場合は，(ｲ)および(ﾛ)をあらかじめ契約者と当社との協議により定めることがあります。

(ｲ) 当該供給地点におけるイの接続供給に係る電気に相当する最大電力（キロワット），最大電流（アンペア）または最大容量（キロボルトアンペア）（以下「揚水最大電力等」といいます。）およびそれ以外の電気の最大電力，最大電流または最大容量（以下「その他最大電力等」といいます。）

(ﾛ) 当該供給地点におけるイの接続供給に係る電気に相当する電力量（以下「揚水等接続供給電力量」といいます。）およびそれ以外の電気の電力量（以下「その他接続供給電力量」といいます。）

ハ　イおよびロにおける揚水発電設備等については，あらかじめ定められた順序または手続き等にしたがって揚水または蓄電および発電または放電を制御することが可能なものであること。

(2) 接続送電サービス料金または臨時接続送電サービス料金

接続送電サービス料金または臨時接続送電サービス料金は，供給地点ごとに，あらかじめ１年ごとに契約者と当社との協議により揚水発電設備等における揚水または蓄電および発電等に係る電気の損失率（以下「揚水等

損失率」といいます。）を定め，20（接続送電サービス）(3)イ(ﾛ)ｃ，(ﾊ)ｃ，(ﾆ)ｃ，(ﾎ)ｃ，(ﾍ)ｃ，(ﾄ)ｃ，ロ(ｲ)ｃ，(ﾛ)ｃ，(ﾊ)ｃ，ハ(ｲ)ｃ，(ﾛ)ｃもしくは(ﾊ)ｃ，または，21（臨時接続送電サービス）(3)イ(ﾛ)ｃ，(ﾆ)ｃ，ロ(ﾊ)もしくはハ(ﾊ)の適用にあたっては，接続送電サービス料金または臨時接続送電サービス料金の算定上，イ(ｲ)または(ﾛ)により，接続供給課金対象電力または接続供給課金対象電力量を定め，接続送電サービス契約電力，接続送電サービス契約電流，接続送電サービス契約容量，臨時接続送電サービス契約電流，臨時接続送電サービス契約容量もしくは臨時接続送電サービス契約電力または接続供給電力量に代えて適用いたします。

なお，高圧または特別高圧で供給する場合で，１年間を通じての最大需要電力等が夜間時間に発生するときのピークシフト電力は，20（接続送電サービス）(5)ロにかかわらず，ロといたします。

イ　接続供給課金対象電力または接続供給課金対象電力量

(ｲ) 接続供給課金対象電力

当該供給地点における接続供給課金対象電力（キロワット）は，次のとおりといたします。ただし，接続供給課金対象電力の算定上，10アンペアおよび１キロボルトアンペアを１キロワットとみなします。

接続供給課金対象電力＝揚水最大電力等×揚水等損失率＋その他最大電力等

(ﾛ) 接続供給課金対象電力量

当該供給地点における接続供給課金対象電力量は，次のとおりといたします。

接続供給課金対象電力量＝揚水等接続供給電力量×揚水等損失率＋その他接続供給電力量

ロ　１年を通じての最大需要電力等が夜間時間に発生する場合のピークシフト電力

高圧または特別高圧で供給する場合のピークシフト電力は，需要者の負荷移行により昼間時間から夜間時間に移行された増分電力をいい，その需要者の接続送電サービス契約電力からその需要者の１年間を通じての昼間時間における接続供給電力の最大値を差し引いた値を上限として，夜間時間に移行する負荷設備の容量（キロワット），揚水最大電力等およびその他最大電力等ならびに揚水等損失率等にもとづき，あらかじめ契約者と当社との協議によって定めます。

なお，各月の昼間時間における接続供給電力の最大値の実績等から，ピークシフト電力が不適当と認められる場合には，すみやかにピークシフト電力を適正なものに変更していただきます。

ハ　そ の 他

(ｲ) 20（接続送電サービス）(3)イ(ｲ) a に該当する場合は，20（接続送電サービス）(3)イ(ﾛ) a，(ﾊ) a または(ﾆ) a にかかわらず，電灯標準接続送電サービス，電灯時間帯別接続送電サービスまたは電灯従量接続送電サービス（自己等への電気の供給の用に供するための接続供給の場合に限ります。）を適用いたします。

(ﾛ) 21（臨時接続送電サービス）(3)イ(ｲ) a に該当する場合は，21（臨時接続送電サービス）(3)イ(ﾛ) a にかかわらず，電灯臨時接続送電サービスを適用いたします。

(ハ) 21（臨時接続送電サービス）(3)イ(ハ) a に該当する場合は，21（臨時接続送電サービス）(3)イ(ニ) a にかかわらず，動力臨時接続送電サービスを適用いたします。

(3) 電力および電力量の算定

当社または当社の供給区域で事業を営む配電事業者が指定する系統安定上必要な調整機能を有する揚水発電設備等であって別途当社または当社の供給区域で事業を営む配電事業者と調整に関する契約を締結する設備が設置された需要場所に接続供給を行なう場合で，電気の使用に係る調整を行なうときは，接続対象計画電力量，接続対象計画差対応補給電力量および接続対象計画差対応余剰電力量は，32（電力および電力量の算定）(12)，(22)および(23)にかかわらず，次のとおりといたします。

イ　接続対象計画電力量

接続対象計画電力量は，30分ごとの接続対象電力量の計画値（供給地点が複数ある場合はその合計といたします。）で，契約者があらかじめ電力広域的運営推進機関を通じて当社に通知するものといたします。

なお，当社または当社の供給区域で事業を営む配電事業者が指定する系統安定上必要な調整機能を有する揚水発電設備等であって別途当社または当社の供給区域で事業を営む配電事業者と調整に関する契約を締結する設備が設置された需要場所に接続供給を行なう場合で，電気の使用に係る調整を行なうときは，契約者は，別途，当該供給地点における30分ごとの接続対象電力量の計画値をあらかじめ電力広域的運営推進機関を通じて当社に通知するものといたします。

ロ　接続対象計画差対応補給電力量

接続対象計画差対応補給電力量は，30分ごとの接続対象電力量がその30分における接続対象計画電力量を上回る場合に，30分ごとに，次の算式により算定された値といたします。ただし，接続対象計画差対応補給電力量の算定上，当社または当社の供給区域で事業を営む配電事業者が指定する系統安定上必要な調整機能を有する揚水発電設備等であって別途当社または当社の供給区域で事業を営む配電事業者と調整に関する契約を締結する設備が設置された需要場所に接続供給を行なう場合で，電気の使用に係る調整を行なったとき（揚水発電設備等の故障等が発生したときを除きます。）は，32（電力および電力量の算定）(8)にかかわらず，当該供給地点におけるその30分ごとの接続対象電力量の計画値にもとづき算定される当該供給地点におけるその30分ごとの接続供給電力量の計画値を当該供給地点におけるその30分ごとの接続供給電力量とみなし，接続対象電力量を算定いたします。

接続対象計画差対応補給電力量＝接続対象電力量－接続対象計画電力量

ハ　接続対象計画差対応余剰電力量

接続対象計画差対応余剰電力量は，30分ごとの接続対象電力量がその30分における接続対象計画電力量を下回る場合に，30分ごとに，次の算式により算定された値といたします。ただし，接続対象計画差対応余剰電力量の算定上，当社または当社の供給区域で事業を営む配電事業者が指定する系統安定上必要な調整機能を有する揚水発電設備等であって別途当社または当社の供給区域で事業を営む配電事業者と調整に関する契

約を締結する設備が設置された需要場所に接続供給を行なう場合で，電気の使用に係る調整を行なったとき（揚水発電設備等の故障等が発生したときを除きます。）は，32（電力および電力量の算定）(8)にかかわらず，当該供給地点におけるその30分ごとの接続対象電力量の計画値にもとづき算定される当該供給地点におけるその30分ごとの接続供給電力量の計画値を当該供給地点におけるその30分ごとの接続供給電力量とみなし，接続対象電力量を算定いたします。

接続対象計画差対応余剰電力量＝接続対象計画電力量－接続対象電力量

(4) 計量器等の取付け

料金の算定上必要な計量器等については，66（計量器等の取付け）によるものといたします。また，これに加え，(1)イの接続供給に係る電気と，それ以外の電気（揚水発電設備等が設置された需要場所内で使用される電気，揚水発電設備等が設置された需要場所内で発電または放電された電気等をいいます。）とを区分するために必要な計量器およびその付属装置は，原則として，当社の所有とし，当社の負担で取り付けます。

(5) 供給電圧と計量電圧が異なる場合の取扱い

接続供給電力量および最大需要電力等は，31（計量）および附則６（受電電圧または供給電圧と計量電圧が異なる場合の取扱い）にかかわらず，供給電圧と異なった電圧で計量することがあります。この場合，接続供給電力量および最大需要電力等は，計量された接続供給電力量および最大需要電力等を，供給電圧と同位にするために，あらかじめ契約者と当社との協議によって定められた計量損失率によって修正したものといたします。

(6) 分割接続供給の場合の取扱い

イ　この特別措置の適用を希望される場合は，あらかじめ双方の契約者で協議のうえ，当社へ申し出ていただきます。

ロ　この特別措置は，それぞれの契約者に係る接続送電サービスまたは臨時接続送電サービスに適用するものとし，それぞれの契約者に係る接続送電サービスまたは臨時接続送電サービスの取扱いは，(1)および(2)に準ずるものといたします。また，この場合は，34（料金の算定）(11)または(12)にもとづき料金の調整を行なうために，１供給地点につき，１接続送電サービスまたは１臨時接続送電サービスを適用したときの接続送電サービスまたは臨時接続送電サービスにおいてもこの特別措置を適用するものとし，当該接続送電サービスまたは臨時接続送電サービスの取扱いは，(1)および(2)に準ずるものといたします。

なお，揚水等損失率は，あらかじめ１年ごとに双方の契約者と当社との協議により供給地点ごとに定め，それぞれの契約者に係る接続送電サービス料金または臨時接続送電サービス料金および１供給地点につき，１接続送電サービスまたは１臨時接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービス料金または臨時接続送電サービス料金の算定にあたり，同一の値を使用するものといたします。

５　発電量調整供給契約についての特別措置（再生可能エネルギー発電設備）

(1) 契約者が特定契約を締結している場合もしくは特定送配電事業者が特定契約を締結している場合または契約者が当社と再生可能エネルギー電気卸供給契約を締結し，指定した再生可能エネルギー発電設備から電気を調達する場合は，原則として，契約者または特定送配電事業者との間で発電量調整供給契約を締結し，特例発電バランシンググループを設定していただ

きます。この場合，契約者が締結する特定契約に係る再生可能エネルギー発電設備，特定送配電事業者が締結する特定契約に係る再生可能エネルギー発電設備および当社との再生可能エネルギー電気卸供給契約に係る再生可能エネルギー発電設備は，同一のバランシンググループに属することはできないものといたします。

(2) (1)により発電量調整供給契約を締結する場合において，発電量調整供給契約（発電者から電気を受電する場合に限ります。）の申込みに先だち，契約者（当社と再生可能エネルギー電気卸供給契約を締結する契約者を除きます。）または特定送配電事業者は，受電地点特定番号を明らかにして，当社所定の様式により，受電側接続検討の申込みをしていただきます。

(3) (1)により発電量調整供給契約を締結する場合において，発電者が特定契約を締結する電気事業者の変更を希望され，または契約者が当社もしくは特定送配電事業者との再生可能エネルギー電気卸供給契約の変更を希望されることにともない当該発電者に係る発電量調整供給契約を変更するときは，当社は，54（契約の変更）(3)に準じて契約を変更していただくことがあります。

(4) (1)により発電量調整供給契約を締結する場合において，契約者が特定送配電事業者と再生可能エネルギー電気卸供給契約を締結し，指定した再生可能エネルギー発電設備から電気を調達することを希望されるときは，契約者は，当社が受電地点において発電量調整供給を行なう際に必要となる事項について，特定送配電事業者が当社に通知する旨を承諾した文書を提出していただきます。

(5) (1)により発電量調整供給契約を締結する場合において，契約者（特定

送配電事業者が契約者となる場合を除きます。）が希望されるときは，契約者の指定する発電バランシンググループ（当該発電バランシンググループにおける特定契約が2016年４月１日以降に締結され，かつ，再生可能エネルギー特別措置法第２条第３項第５号に定めるバイオマスを電気に変換する認定発電設備〔以下「バイオマス発電設備」といいます。〕であって化石燃料を混焼するもの〔再生可能エネルギー特別措置法施行規則第14条第８号ニに定める地域資源バイオマス発電設備を除きます。〕であるときを除きます。）に係る料金および必要となるその他の供給条件は次のとおりといたします。

イ　８（契約の要件）(3)イは，適用いたしません。

ロ　発電量調整供給に係る料金は，19（料金）(2)にかかわらず，19（料金）(2)に定める料金，ホにより算定されるインバランスリスク料および再生可能エネルギー予測誤差対応調整力確保料といたします。ただし，契約者が当社と再生可能エネルギー電気卸供給契約を締結し，指定した再生可能エネルギー発電設備から電気を調達する場合は，インバランスリスク料および再生可能エネルギー予測誤差対応調整力確保料は申し受けません。

ハ　特例発電バランシンググループに係る発電量調整供給の料金単価は，24（発電量調整受電計画差対応電力）(2)イ(ハ)およびロ(ハ)にかかわらず，託送供給等約款料金算定規則第29条（卸電力取引所が公表する額に限ります。）にもとづき，30分ごとに算定される金額といたします。

ただし，契約者が特定契約を締結している場合の特例発電バランシンググループに係る発電量調整供給の料金単価は，24（発電量調整受電計画差対応電力）(2)イ(ハ)およびロ(ハ)にかかわらず，託送供給等約款料

金算定規則附則第３条（卸電力取引所が公表する額に限ります。）にもとづき，30分ごとに算定される金額といたします。

この場合，24（発電量調整受電計画差対応電力）(2)イ(ﾛ)およびロ(ﾛ)にかかわらず，発電量調整受電計画差対応補給電力料金は，特例発電バランシンググループに係る発電量調整供給およびその他の発電バランシンググループに係る発電量調整供給について，それぞれ24（発電量調整受電計画差対応電力）(2)イ(ﾛ)に準じて算定したものの合計とし，発電量調整受電計画差対応余剰電力料金は，特例発電バランシンググループに係る発電量調整供給およびその他の発電バランシンググループに係る発電量調整供給について，それぞれ24（発電量調整受電計画差対応電力）(2)ロ(ﾛ)に準じて算定したものの合計といたします。

ニ　特例発電バランシンググループに係る給電指令時補給電力料金単価は，27（給電指令時補給電力）(2)ニにかかわらず，託送供給等約款料金算定規則第29条（卸電力取引所が公表する額に限ります。）にもとづき，30分ごとに算定される金額といたします。

なお，契約者が特定契約を締結している場合の特例発電バランシンググループに係る給電指令時補給電力料金単価は，27（給電指令時補給電力）(2)ニにかかわらず，託送供給等約款料金算定規則附則第３条（卸電力取引所が公表する額に限ります。）にもとづき，30分ごとに算定される金額といたします。ただし，41（給電指令の実施等）(2)ホの場合で，ノンファーム電源に対して出力の抑制を実施したときの給電指令時補給電力料金単価は，42（受電および供給の中止または給電指令の実施にともなう金銭決済）(2)により補給される電気を使用されているときの翌日取引を行なうための卸電力取引市場における30分ごとの売買取引

の価格（売買取引に係る電力の受渡しが連系設備の送電容量等による制限を受けるものとして当社の供給区域において売買取引を行なうものに限ります。）に消費税等相当額を加えた金額とし，当社が30分ごとに設定するものといたします。

この場合，27（給電指令時補給電力）(2)ロにかかわらず，給電指令時補給電力料金は，特例発電バランシンググループに係る補給およびその他の発電バランシンググループに係る補給について，それぞれ27（給電指令時補給電力）(2)ロに準じて算定したものの合計といたします。

ホ　インバランスリスク料は，特例発電バランシンググループにおける30分ごとの発電量調整受電電力量にインバランスリスク単価を適用してえられる金額のその１月の合計（合計額が負となる場合は零といたします。）といたします。また，再生可能エネルギー予測誤差対応調整力確保料は，特例発電バランシンググループにおける30分ごとの発電量調整受電電力量に，再生可能エネルギー予測誤差対応単価（再生可能エネルギー特別措置法施行規則に定める再生可能エネルギー予測誤差対応調整力確保に係る単価をいいます。）を適用してえられる金額のその１月の合計といたします。

ヘ　インバランスリスク料および再生可能エネルギー予測誤差対応調整力確保料について必要となるその他の事項については，発電量調整受電計画差対応補給電力料金に準じて次の各項によるものといたします。

(ｲ) 30（料金の算定期間）

(ﾛ) 34（料金の算定）

(ﾊ) 35（支払義務の発生および支払期日）

(ﾆ) 36（料金その他の支払方法）

(ホ) 37（保証金）

(ヘ) 51（違約金）

(ト) 58（解約等）

ト　当社は，30分ごとの契約者が締結する特定契約または当社もしくは特定送配電事業者との再生可能エネルギー電気卸供給契約に係る発電量調整受電計画電力量を決定し，原則として発電量調整供給実施日の前々日の午後４時までに契約者に通知いたします。

また，当社は，当該発電量調整受電計画電力量の見直しを行ない，変更後の発電量調整受電計画電力量を決定し，原則として発電量調整供給実施日の前日午前６時までに契約者に再通知いたします。

なお，契約者は，必要に応じて発電量調整受電計画電力量の決定に必要となる事項に関する文書を当社に提出していただきます。

チ　ローカル系統における電気の潮流が系統安定度等にもとづき算定される運用可能な容量を超過し，または超過するおそれがある場合で，当社がノンファーム電源の出力の抑制に係る通知を発電者または契約者に行なったときは，トにかかわらず，契約者は，発電量調整受電計画電力量の見直しを行なっていただきます。

リ　契約者は，発電量調整供給の実施に先だち，変更後の発電量調整受電計画電力量にもとづき発電計画を所定の様式により電力広域的運営推進機関を通じて当社に通知していただきます。

ヌ　リで定めた計画を変更する必要が生じた場合には，すみやかに当社に通知していただきます。

ル　この料金その他の供給条件の適用を開始した後１年間はこの料金その他の供給条件の適用を継続していただきます。また，この料金その他の

供給条件の適用を終了した後１年間はこの料金その他の供給条件を適用いたしません。

(6) (1)により発電量調整供給契約を締結する場合において，契約者が当社と再生可能エネルギー電気卸供給契約を締結し，指定した再生可能エネルギー発電設備から電気を調達するときは，契約者の指定する発電バランシンググループ（(5)において，契約者が希望される場合を除きます。）に係る料金および必要となるその他の供給条件は次のとおりといたします。

イ　発電量調整供給に係る料金は，19（料金）(2)にかかわらず，19（料金）(2)に定める料金およびロにより算定されるインバランスリスク料といたします。

ロ　インバランスリスク料は，特例発電バランシンググループにおける30分ごとの発電量調整受電電力量にインバランスリスク単価を適用してえられる金額のその１月の合計（合計額が負となる場合は零といたします。）といたします。

ハ　インバランスリスク料について必要となるその他の事項については，発電量調整受電計画差対応余剰電力料金に準じて次の各項によるものといたします。

(ｲ) 30（料金の算定期間）

(ﾛ) 34（料金の算定）

(ﾊ) 35（支払義務の発生および支払期日）

(ﾆ) 36（料金その他の支払方法）

(7) (1)により発電量調整供給契約を締結する発電場所（低圧で受電する場合に限ります。）において，イに該当する複数の発電設備等（各発電設備等の出力が10キロワット未満の場合に限ります。また，特定送配電事業者

が特定契約を締結する再生可能エネルギー発電設備を除きます。）を使用する発電場所で，契約者または発電契約者から適用の申出がある場合は，当分の間，必要となるその他の供給条件は，ロからホのとおりといたします。

イ　適　　用

次のいずれかに該当する場合に適用いたします。

(ｲ) 特定契約に係る再生可能エネルギー発電設備とそれ以外の発電設備等を設置する発電場所で，特定契約に係る再生可能エネルギー発電設備以外の電気を発電契約者が受電する場合

(ﾛ) 特定契約に係る再生可能エネルギー発電設備を複数設置する発電場所で，契約者が特定契約を締結する再生可能エネルギー発電設備と当社が特定契約を締結する再生可能エネルギー発電設備が混在する場合または当社の再生可能エネルギー電気卸供給約款にもとづき指定した再生可能エネルギー発電設備から電気を調達する場合

ロ　契約および発電量調整供給の単位

当社は，15（契約および託送供給等の単位）(1)にかかわらず，１発電場所について１系統連系受電サービスを適用（当社が特定契約を締結している場合〔発電契約者が発電者との間で電力受給に関する契約を締結している場合を除きます。〕を除きます。）し，１電気方式，１引込，２計量をもって発電量調整供給を行ないます。この場合，当該発電場所に係る発電バランシンググループは，計量区分ごとに発電バランシンググループを設定していただきます。

ハ　計　　量

当社は，31（計量）(1)および32（電力および電力量の算定）(30)イに

かかわらず，発電量調整受電電力量は，受電地点ごとに取り付けた記録型計量器および複数の発電設備等を区分するために取り付けた記録型計量器により，受電電圧と同位の電圧で，30分単位で計量いたします。また，受電地点に取り付けた記録型計量器で計量された電力量と複数の発電設備等を区分するために取り付けた記録型計量器で計量された電力量の差し引きにより，30分ごとに，発電バランシンググループごとに，電力量を仕訳いたします。この場合，電力および電力量の算定上，仕訳後の電力量を受電地点で計量された電力量とみなします。

ニ　39（託送供給等の実施）(3)ホは，適用いたしません。

ホ　イの適用を廃止しようとされる場合またはイの適用に該当しなくなった場合は，当該発電場所に係る取扱いを終了させるための適当な処置を行ないます。

なお，必要に応じて契約者，発電契約者および発電者に協力していただきます。

(8) 契約者が化石燃料を混焼するバイオマス発電設備から契約者が締結する特定契約に係る電気を受電する場合，当該バイオマス発電設備に係る発電量調整受電電力量は，次のとおりといたします。

イ　特例発電バランシンググループに係る発電量調整受電電力量は，当該バイオマス発電設備の受電地点で30分ごとに計量された電力量に，当該バイオマス発電設備のバイオマス比率（発電によりえられる電気の量に占めるバイオマスを変換してえられる電気の量の割合をいい，特定契約の料金の算定期間ごとに算定される値といたします。）を乗じてえた値とし，30分ごとに算定いたします。

ロ　契約者は，当該バイオマス発電設備の受電地点において他の特例発電

バランシンググループに係る発電量調整供給契約等と同一計量する場合は，イの電力量の仕訳に係る順位を，39（託送供給等の実施）(3)ホに準じて電力広域的運営推進機関を通じて当社に通知していただきます。

ハ　イのバイオマス比率は，算定後すみやかに契約者から当社に通知していただきます。この場合，当社は，必要に応じて，バイオマス比率の算定根拠に関する文書を契約者から提出していただきます。

ニ　特例発電バランシンググループと同一計量する発電バランシンググループに係る発電量調整受電電力量は，当該バイオマス発電設備の受電地点で計量された30分ごとの電力量からイおよびロにより算定された特例発電バランシンググループに係る30分ごとの発電量調整受電電力量を差し引いた値にもとづき，本則に準じて算定いたします。

(9) その他の事項については，発電契約者および発電者の場合に準ずるものといたします。

６　受電電圧または供給電圧と計量電圧が異なる場合の取扱い

受電地点の電力量および最大連系電力等ならびに供給地点の電力量および最大需要電力等は，31（計量）の規定にかかわらず，当分の間，やむをえない場合には，受電電圧または供給電圧と異なった電圧で計量いたします。この場合，受電地点の電力量もしくは最大連系電力等または供給地点の電力量もしくは最大需要電力等は，計量された受電地点の電力量もしくは最大連系電力等または供給地点の電力量もしくは最大需要電力等を受電電圧または供給電圧と同位にするために原則として３パーセントの計量損失率によって修正したものといたします。

７　記録型計量器以外の計量器で計量する場合の特別措置

(1) 低圧で供給する場合で，30分ごとに計量することができない計量器（以

下「記録型計量器以外の計量器」といいます。）で計量するときの接続供給電力量および接続送電サービス契約電力については，次のとおりといたします。

イ　移行期間における30分ごとの接続供給電力量

その１月のうち記録型計量器以外の計量器で計量する期間（以下「移行期間」といいます。）における30分ごとの接続供給電力量は，移行期間において計量された接続供給電力量を移行期間における30分ごとの接続供給電力量として均等に配分してえられる値といたします。ただし，移行期間の接続供給電力量を時間帯区分ごとに計量する場合は，移行期間において各時間帯区分ごとに計量された接続供給電力量をそれぞれの時間帯区分の30分ごとの接続供給電力量として均等に配分してえられる値といたします。

ロ　移行期間において料金に変更があった場合の30分ごとの接続供給電力量

ハ，20（接続送電サービス）(2)イ(ﾛ)もしくは(ﾊ)または21（臨時接続送電サービス）(2)イによって，接続送電サービス契約電力，接続送電サービス契約電流，接続送電サービス契約容量，臨時接続送電サービス契約電流，臨時接続送電サービス契約容量または臨時接続送電サービス契約電力を定める場合で，移行期間において，接続送電サービスの種別，臨時接続送電サービスの種別，接続送電サービス契約電力，接続送電サービス契約電流，接続送電サービス契約容量，臨時接続送電サービス契約電流，臨時接続送電サービス契約容量，臨時接続送電サービス契約電力等を変更したことにより，料金に変更があったときは，移行期間における接続供給電力量を，料金に変更のあった日の前後の期間の日数

にそれぞれ接続送電サービス契約電力，接続送電サービス契約電流，接続送電サービス契約容量，臨時接続送電サービス契約電流，臨時接続送電サービス契約容量または臨時接続送電サービス契約電力を乗じてえた値の比率により区分して算定いたします。

この場合，移行期間における料金に変更のあった日の前後の接続供給電力量を，イに準じて，30分ごとの接続供給電力量として均等に配分いたします。

ハ　接続送電サービス契約電力

契約者が20（接続送電サービス）(2)イ(ｲ)によって接続送電サービス契約電力を定めることを希望される場合は，当分の間，20（接続送電サービス）(2)イ(ｲ)にかかわらず，供給地点ごとに，負荷設備の容量等を基準として，契約者と当社との協議によって接続送電サービス契約電力を定めることがあります。

(2) 発電量調整供給の場合で，当該発電量調整供給に係る発電量調整受電電力量を記録型計量器以外の計量器で計量するときの30分ごとの発電量調整受電電力量の計量値は，当分の間，発電契約者と当社との協議によって定めます。

8　発電量調整供給に係る発電設備等が調整電源に該当する場合の特別措置

(1) １発電場所において，調整電源に該当する発電設備等が複数存在する場合で，当該複数の調整電源のうち，一部の調整電源の故障等が発生したときは，32（電力および電力量の算定）⑳イおよび㉑イにおける発電量調整受電計画差対応補給電力量および発電量調整受電計画差対応余剰電力量の算定上，32（電力および電力量の算定）(2)イにかかわらず，発電契約者と当社との協議によってその30分ごとに定めた値を，当該受電地点にお

けるその30分ごとの発電量調整受電電力量とみなします。

(2) １発電場所において，調整電源に該当する発電設備等と調整電源に該当しない発電設備等が混在する場合は，調整電源に該当する発電設備等と調整電源に該当しない発電設備等を異なる発電バランシンググループに設定していただきます。また，当該受電地点における30分ごとの電力量および電力量の計画値は，発電契約者と当社との協議によって発電バランシンググループごとに定めます。この場合，32（電力および電力量の算定）の電力および電力量の算定上，協議により定めた値を，当該受電地点において30分ごとに計量された電力量および当該受電地点において当社が発電契約者から受電する電気の30分ごとの電力量の計画値とみなします。

９　損害賠償の免責についての特別措置（再生可能エネルギー発電設備）

発電者が再生可能エネルギー特別措置法附則第４条第１項に定める旧特定供給者に該当する場合で，40（受電および供給の中止）または41（給電指令の実施等）によって発電者の発電もしくは放電を調整し，もしくは中止したことにより，発電者が損害（再生可能エネルギー特別措置法施行規則第14条第８号トにおいて特定契約申込者が補償を求めることができるとされている場合の損害に限ります。）を受けたときは，52（損害賠償の免責）(2)にかかわらず，発電契約者の求めに応じ，当社は，当該損害について，再生可能エネルギー特別措置法施行規則第14条第８号トに定める額を限度として，補償するものといたします。

なお，当社は，同一の原因により発電契約者または発電者の受けた当該損害について，賠償の責めを負いません。

10　軽負荷期等における電気の使用に係る特別措置

(1) 需要者の発電設備の停止または出力の抑制により生じた不足電力の補給

にあてるための電気を使用される場合における特別措置

イに定める適用範囲に該当する接続供給契約で，あらかじめ契約者からこの特別措置の適用の申出がある場合の料金および必要となるその他の供給条件は，当分の間，次のとおりといたします。

イ　適用範囲

契約者が次の時間帯に，20（接続送電サービス）(2)ニによって接続送電サービス契約電力を定める供給地点において，需要者の発電設備の停止または出力の抑制により生じた不足電力の補給にあてるための電気を使用する場合に適用いたします。

(ｲ) 軽負荷期（４月１日から５月31日までの期間および10月１日から11月30日までの期間をいいます。）における毎日午前８時から午後４時までの時間（ただし，10月１日から11月30日までの期間における平日の該当する時間を除きます。）

(ﾛ) 再生可能エネルギー発電設備出力抑制対象時間（当社が再生可能エネルギー発電設備の出力抑制の可能性または出力抑制の要請を公表した場合における当該出力抑制の対象となる時間帯をいいます。）

ロ　特別措置の適用申込みおよび使用の申出

(ｲ) 契約者は，この特別措置の適用を希望する供給地点に係る事項（需要者の名称，需要場所〔供給地点特定番号を含みます。〕）を明らかにして，当社所定の様式により，申込みをしていただきます。

(ﾛ) 原則として，当社が指定する期限までに，使用の申出をしていただきます。

(ﾊ) 15（契約および託送供給等の単位）(2)ロによって当社が分割接続供給を行なう場合で，この特別措置の適用を希望され，需要者の発電

設備の停止または出力の抑制により生じた不足電力の補給にあてるための電気を使用されるときは，あらかじめ双方の契約者で協議のうえ，(ｲ)および(ﾛ)に準じて，申込みおよび申出をしていただきます。

ハ　接続送電サービス契約電力

接続送電サービス契約電力は，20（接続送電サービス）(2)ニによって定めた値といたします。

なお，20（接続送電サービス）(2)ニの不足電力分以外の供給分の算定上，この特別措置により電気を使用されたその１月の最大需要電力等は，その１月の最大需要電力等から20（接続送電サービス）(2)ニの契約者と当社との協議によって定めた値を差し引いたものといたします。

ニ　接続送電サービス料金

この特別措置により電気を使用したときの基本料金は，20（接続送電サービス）(3)ロ(ｲ) c (a)，(ﾛ) c (a)，ハ(ｲ) c (a)または(ﾛ) c (a)における需要者の発電設備の検査，補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気をまったく使用しないときに準じて算定いたします。ただし，その１月にこの特別措置により電気を使用し，かつ，需要者の発電設備の検査，補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気を使用したときの基本料金は，20（接続送電サービス）(3)ロ(ｲ) c (a)，(ﾛ) c (a)，ハ(ｲ) c (a)または(ﾛ) c (a)に準じて算定いたします。

ホ　そ の 他

(ｲ) 当社は，契約者との間で，この特別措置の適用に必要となる事項について，別途覚書を締結することがあります。

(ﾛ) 当社は，電気の需給状況その他によってやむをえない場合には，この特別措置の適用をしないことがあります。

(2) １年を通じての最大需要電力等が負荷移行先時間に発生する場合の取扱いについての特別措置

イ　20（接続送電サービス）(5)の適用を受ける供給地点において，需要者が軽負荷期における平日および土曜日の午前８時から午後４時までの時間（ただし，10月１日から11月30日までの期間における平日の該当する時間を除きます。）および再生可能エネルギー発電設備出力抑制対象時間に負荷移行を行ない，１年を通じての最大需要電力等が負荷移行先時間（夜間時間，軽負荷期における平日および土曜日の午前８時から午後４時までの時間〔ただし，10月１日から11月30日までの期間における平日の該当する時間を除きます。〕および再生可能エネルギー発電設備出力抑制対象時間をいいます。）に発生する場合で，契約者と当社との協議がととのったときのその供給地点の各月の接続送電サービス料金は，当分の間，20（接続送電サービス）(5)にかかわらず，20（接続送電サービス）(3)によって算定された金額から(ｲ)によって算定されたピークシフト割引額を差し引いたものといたします。

(ｲ) ピークシフト割引額

ピークシフト割引額は，20（接続送電サービス）(5)イに準じて算定された金額といたします。この場合，20（接続送電サービス）(5)イにいうロのピークシフト電力は，(ﾛ) のピークシフト電力といたします。

(ﾛ) ピークシフト電力

ピークシフト電力は，その需要者の接続送電サービス契約電力から

その需要者の１年を通じての負荷移行元時間（負荷移行先時間以外の時間をいいます。）における接続供給電力の最大値を差し引いた値を上限として，負荷移行先時間に移行する負荷設備の容量（キロワット）等にもとづき，あらかじめ契約者と当社との協議によって定めます。

なお，分割接続供給の場合は，それぞれの契約者に係るピークシフト電力とあわせて，34（料金の算定）(11)にもとづき料金の調整を行なうために，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用したときのピークシフト電力を，あらかじめ双方の契約者と当社との協議によって定めます。

また，各月の負荷移行元時間における接続供給電力の最大値の実績等から，ピークシフト電力が不適当と認められる場合には，すみやかにピークシフト電力を適正なものに変更していただきます。

(ハ) １年を通じて負荷移行先時間に最大需要電力等が発生しないことが明らかになった場合等については，本取扱いの適用をただちに解消いたします。

なお，それが20（接続送電サービス）(5)の取扱い適用後１年に満たない場合は，既に適用したピークシフト割引額（20〔接続送電サービス〕(5)によって適用したピークシフト割引額を含みます。）の合計金額を本取扱いの適用が解消された月の接続送電サービス料金に加算したものをその月の接続送電サービス料金として算定いたします。

(ニ) この特別措置の適用にともない，20（接続送電サービス）(5)ハに該当する場合であっても，20（接続送電サービス）(5)ハに定める適用後１年に満たない場合の取扱いは適用いたしません。

ロ　高圧または特別高圧で供給する場合で，需要者が負荷移行元時間から負荷移行先時間への負荷移行を行なった結果，１年を通じての最大需要電力等が負荷移行先時間に発生し，かつ，契約者が標準接続送電サービスまたは時間帯別接続送電サービスの適用を受け，契約者と当社との協議がととのったときのその供給地点の各月の接続送電サービス料金は，当分の間，20（接続送電サービス）(3)によって算定された金額から(ｲ)によって算定されたピークシフト割引額を差し引いたものといたします。

(ｲ) ピークシフト割引額

ピークシフト割引額は，20（接続送電サービス）(5)イに準じて算定された金額といたします。この場合，20（接続送電サービス）(5)イにいうロのピークシフト電力は，(ﾛ) のピークシフト電力といたします。

(ﾛ) ピークシフト電力

ピークシフト電力は，需要者の負荷移行により負荷移行元時間から負荷移行先時間に移行された増分電力をいい，その需要者の接続送電サービス契約電力からその需要者の１年を通じての負荷移行元時間における接続供給電力の最大値を差し引いた値を上限として，負荷移行先時間に移行する負荷設備の容量（キロワット）等にもとづき，あらかじめ契約者と当社との協議によって定めます。

なお，分割接続供給の場合は，それぞれの契約者に係るピークシフト電力とあわせて，34（料金の算定）(11)にもとづき料金の調整を行なうために，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用したときのピークシフト電力を，あらかじめ双方の契約者と当社との協議によ

って定めます。

また，各月の負荷移行元時間における接続供給電力の最大値の実績等から，ピークシフト電力が不適当と認められる場合には，すみやかにピークシフト電力を適正なものに変更していただきます。

(ハ) １年を通じて負荷移行先時間に最大需要電力等が発生しないことが明らかになった場合等については，本取扱いの適用をただちに解消いたします。

なお，それが本取扱い適用後１年に満たない場合は，既に適用したピークシフト割引額の合計金額を本取扱いの適用が解消された月の接続送電サービス料金に加算したものをその月の接続送電サービス料金として算定いたします。

ハ　附則４（揚水発電設備等が設置された需要場所に接続供給を行なう場合の特別措置）の適用を受け，かつ，イまたはロの適用を受ける場合のピークシフト電力は，附則４（揚水発電設備等が設置された需要場所に接続供給を行なう場合の特別措置）(2)ロまたはイ(ﾛ)もしくはロ(ﾛ)にかかわらず，その需要者の接続送電サービス契約電力からその需要者の１年を通じての負荷移行元時間における接続供給電力の最大値を差し引いた値を上限として，負荷移行先時間に移行する負荷設備の容量（キロワット），揚水最大電力等およびその他最大電力等ならびに揚水等損失率等にもとづき，あらかじめ契約者と当社との協議によって定めます。

なお，分割接続供給の場合は，それぞれの契約者に係るピークシフト電力とあわせて，34（料金の算定）(11)にもとづき料金の調整を行なうために，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用したときのピークシフト電力を，あらかじめ双方の契約者と当社との協議によって定め

ます。

また，各月の負荷移行元時間における接続供給電力の最大値の実績等から，ピークシフト電力が不適当と認められる場合には，すみやかにピークシフト電力を適正なものに変更していただきます。

11　再エネ海域利用法に係る特別措置

再エネ海域利用法第８条第１項の規定による海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域の指定に関する国からの要請による受電側接続検討について，電力広域的運営推進機関から依頼を受けた場合は，受電側接続検討の申込みがなされたものとみなし，９（検討および契約の申込み）(1)にもとづき受電側接続検討をいたします。この場合，検討料については，選定事業者を発電者とする発電契約者から申し受けます。

12　バランシンググループの設定に係る特別措置

契約者，発電契約者または需要抑制契約者が配電事業者（当社供給区域内において事業を営むものに限ります。）の供給区域において配電事業者の託送供給等約款（電気事業法第27条の12の11第１項にもとづき配電事業者が経済産業大臣に届け出たものをいい，電気事業法第27条の12の11第２項ただし書にもとづき経済産業大臣の承認を受けた料金その他の供給条件を含みます。以下「配電事業者の約款」といいます。）により託送供給または電力量調整供給を受ける場合で，当該配電事業者の配電事業に係る業務の一部（発電量調整受電計画差対応電力，接続対象計画差対応電力および需要抑制量調整受電計画差対応電力の不足電力の補給または送電超過分電力もしくは抑制超過分電力の購入ならびに給電指令等により生じた不足電力の補給に係る業務といたします。）について，当該配電事業者と当社との間で受委託に関する契約を締結し，かつ，契約者，発電契約者または需要抑制契約者が当該配

電事業者の供給区域における需要場所または発電場所（調整電源に該当する発電場所を除きます。）をこの約款で設定する需要バランシンググループ，発電バランシンググループまたは需要抑制バランシンググループに属することを希望されるときの料金および必要となるその他の供給条件は，当分の間，次のとおりといたします。

(1) 代表契約者の選任

契約者および配電事業者の約款に定める契約者が複数となる場合で，１需要バランシンググループを設定することを希望されるときは，次のとおりとしていただきます。

イ　４（代表契約者の選任）にかかわらず，自己等への電気の供給の用に供するための接続供給契約の場合を除き，１需要バランシンググループを設定することを希望されるすべての者がこの約款にもとづいて当社と接続供給契約を締結するものとし，１接続供給契約における契約者を複数としていただきます。この場合，当該接続供給契約においては１需要バランシンググループを設定するものとし，その他の取扱いは，次のとおりといたします。

(ｲ) この約款に係る当社との協議事項についての一切の権限を他のすべての契約者から委任され，かつ，当社とのすべての協議に責任をもって応じることができる１契約者を代表契約者として，あらかじめ定めていただきます。この場合，代表契約者に対する他のすべての契約者の委任状（当社所定の様式によっていただきます。）を当社に提出していただきます。当社は，この約款およびその他接続供給の実施に係る契約者との協議を代表契約者と行ないます。

(ﾛ) 契約者の行なう契約の申込み，その他接続供給の実施に係る当社と

の手続きおよびこの約款に定める金銭債務の支払い手続きは，原則として(ｲ)に定める代表契約者により行なっていただきます。また，当社の行なう契約者への通知，保証金の返還等は，原則として(ｲ)に定める代表契約者に対し行ないます。

ロ　契約者は，配電事業者と締結する接続供給契約においても，イ(ｲ)によって代表契約者に選任された契約者を代表契約者としてあらかじめ選任していただきます。ただし，イ(ｲ)によって代表契約者に選任された契約者と配電事業者が接続供給契約を締結し，イにおいて１需要バランシンググループを設定する他の契約者が当該配電事業者と接続供給契約を締結しない場合を除きます。

(2) 契約の要件

需要抑制契約者が需要抑制量調整供給契約を希望される場合で，需要抑制契約者が特定卸供給を行なう事業を営むものであるときは，８（契約の要件）(5)イにかかわらず，次のいずれにも該当すること。

イ　需要者（配電事業者の約款に定める需要者を含みます。）に対して，次の(ｲ)および(ﾛ)の事項を定めた需要抑制に関する計画を適時に策定し，当該計画にしたがって適切な需要抑制の指示を適時に出すことができること。

(ｲ) 需要抑制量（１キロワットをこえる電気を抑制しようとするものに限ります。）

(ﾛ) 需要抑制の実施頻度および時期

ロ　イによってえられた100キロワットをこえる電気（配電事業者の約款に定める需要抑制量調整供給契約における電気を含みます。）を供給しようとするものであること。

ハ　電気の安定かつ適正な供給を確保するための適切な需給管理体制および情報管理体制を確立し，実施および維持することができること。

ニ　需要者の保護の観点から適切な情報管理体制を確立し，実施および維持できること。

ホ　需要者と電力需給に関する契約等を締結している契約者が供給力を確保するよう，当該契約者と需要抑制契約者との間または当該契約者と需要者との間で適切な契約がなされていること。

(3) 契約および託送供給等の単位

イ　接続供給の場合，契約者は配電事業者の供給区域における需要場所について，この約款で設定する需要バランシンググループと同一の需要バランシンググループを設定していただきます。

ロ　発電量調整供給の場合，発電契約者は配電事業者の供給区域における発電場所（調整電源に該当する場合を除きます。）について，この約款で設定する発電バランシンググループと同一の発電バランシンググループを設定していただきます。

ハ　需要抑制量調整供給の場合，需要抑制契約者は配電事業者の供給区域における需要場所について，この約款で設定する需要抑制バランシンググループと同一の需要抑制バランシンググループを設定していただきます。

なお，需要抑制契約者は，需要者（配電事業者の約款に定める需要者を含みます。）と電力需給に関する契約等を締結している契約者が同一で，かつ，需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量および需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量の算定方法（32〔電力および電力量の算定〕(14)イまたはロならびに配電事業者の約款に定める需要抑制量調整

受電計画差対応補給電力量および需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量の算定方法をいいます。）が同一となるように需要抑制バランシンググループを設定していただきます。この場合，当該需要場所は複数の需要抑制バランシンググループ（配電事業者の約款で設定する需要抑制バランシンググループを含みます。）に属することはできないものといたします。

(4) 料　　金

イ　発電量調整受電計画差対応電力

発電バランシンググループにおいて，発電量調整受電計画差対応電力の算定上，24（発電量調整受電計画差対応電力）にかかわらず，次のとおりといたします。

(ｲ) 適　　用

発電バランシンググループにおいて，42（受電および供給の中止または給電指令の実施にともなう金銭決済）(2)または配電事業者の約款にもとづき配電事業者が発電契約者または配電事業者の約款に定める発電者に対して給電指令等を実施することにより補給される電気を使用されていないときに適用いたします。

(ﾛ) 発電量調整受電計画差対応電力

a　発電量調整受電計画差対応補給電力

(a) 適用範囲

30分ごとの発電量調整受電電力量（配電事業者の約款に定める発電量調整受電電力量を含みます。）が，その30分の(5)ロの発電量調整受電計画電力量を下回る場合に生じた不足電力の補給にあてるための電気に適用いたします。

(b) 発電量調整受電計画差対応補給電力料金

発電量調整受電計画差対応補給電力料金は，30分ごとの発電量調整受電計画差対応補給電力量に(c)の発電量調整受電計画差対応補給電力料金単価を適用してえられる金額のその１月の合計といたします。

(c) 発電量調整受電計画差対応補給電力料金単価

発電量調整受電計画差対応補給電力料金単価は，託送供給等約款料金算定規則第27条にもとづきインバランス料金として算定される金額に消費税等相当額を加えた金額とし，当社が30分ごとに設定するものといたします。

b　発電量調整受電計画差対応余剰電力

(a) 適用範囲

30分ごとの発電量調整受電電力量（配電事業者の約款に定める発電量調整受電電力量を含みます。）が，その30分の(5)ロの発電量調整受電計画電力量を上回る場合の送電超過分電力について，当社が購入する電気に適用いたします。

(b) 発電量調整受電計画差対応余剰電力料金

発電量調整受電計画差対応余剰電力料金は，30分ごとの発電量調整受電計画差対応余剰電力量に(c)の発電量調整受電計画差対応余剰電力料金単価を適用してえられる金額のその１月の合計といたします。

(c) 発電量調整受電計画差対応余剰電力料金単価

発電量調整受電計画差対応余剰電力料金単価は，託送供給等約款料金算定規則第27条にもとづきインバランス料金として算定さ

れる金額に消費税等相当額を加えた金額とし，当社が30分ごとに設定するものといたします。

ロ　接続対象計画差対応電力

需要バランシンググループにおいて，接続対象計画差対応電力の算定上，25（接続対象計画差対応電力）にかかわらず，次のとおりといたします。

(ｲ) 適　　用

42（受電および供給の中止または給電指令の実施にともなう金銭決済）(1)または配電事業者の約款にもとづき配電事業者が契約者に対して給電指令等を実施することにより補給される電気を使用されていないときに適用いたします。

(ﾛ) 接続対象計画差対応電力

a　接続対象計画差対応補給電力

(a) 適用範囲

30分ごとの接続対象電力量（配電事業者の約款に定める接続対象電力量を含みます。）が，その30分の(5)ニの接続対象計画電力量を上回る場合に生じた不足電力の補給にあてるための電気に適用いたします。

(b) 接続対象計画差対応補給電力料金

接続対象計画差対応補給電力料金は，30分ごとの接続対象計画差対応補給電力量に(c)の接続対象計画差対応補給電力料金単価を適用してえられる金額のその１月の合計といたします。

(c) 接続対象計画差対応補給電力料金単価

接続対象計画差対応補給電力料金単価は，託送供給等約款料金

算定規則第27条にもとづきインバランス料金として算定される金額に消費税等相当額を加えた金額とし，当社が30分ごとに設定するものといたします。

b　接続対象計画差対応余剰電力

(a) 適用範囲

30分ごとの接続対象電力量（配電事業者の約款に定める接続対象電力量を含みます。）が，その30分の(5)ニの接続対象計画電力量を下回る場合の送電超過分電力について，当社が購入する電気に適用いたします。

(b) 接続対象計画差対応余剰電力料金

接続対象計画差対応余剰電力料金は，30分ごとの接続対象計画差対応余剰電力量に(c)の接続対象計画差対応余剰電力料金単価を適用してえられる金額のその１月の合計といたします。

(c) 接続対象計画差対応余剰電力料金単価

接続対象計画差対応余剰電力料金単価は，託送供給等約款料金算定規則第27条にもとづきインバランス料金として算定される金額に消費税等相当額を加えた金額とし，当社が30分ごとに設定するものといたします。

ハ　需要抑制量調整受電計画差対応電力

需要抑制バランシンググループにおいて，需要抑制量調整受電計画差対応電力の算定上，26（需要抑制量調整受電計画差対応電力）にかかわらず，次のとおりといたします。

(ｲ) 適　　用

需要抑制バランシンググループに適用いたします。

(ﾛ) 需要抑制量調整受電計画差対応電力

a　需要抑制量調整受電計画差対応補給電力

(a) 適用範囲

30分ごとの需要抑制量調整受電電力量（配電事業者の約款に定める需要抑制量調整受電電力量を含みます。）が，その30分の(5)への需要抑制量調整受電計画電力量を下回る場合に生じた不足電力の補給にあてるための電気に適用いたします。

(b) 需要抑制量調整受電計画差対応補給電力料金

需要抑制量調整受電計画差対応補給電力料金は，30分ごとの需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量に(c)の需要抑制量調整受電計画差対応補給電力料金単価を適用してえられる金額のその１月の合計といたします。

(c) 需要抑制量調整受電計画差対応補給電力料金単価

需要抑制量調整受電計画差対応補給電力料金単価は，託送供給等約款料金算定規則第27条にもとづきインバランス料金として算定される金額に消費税等相当額を加えた金額とし，当社が30分ごとに設定するものといたします。

b　需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力

(a) 適用範囲

30分ごとの需要抑制量調整受電電力量（配電事業者の約款に定める需要抑制量調整受電電力量を含みます。）が，その30分の(5)への需要抑制量調整受電計画電力量を上回る場合の抑制超過分電力について，当社が購入する電気に適用いたします。

(b) 需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力料金

需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力料金は，30分ごとの需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量に(c)の需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力料金単価を適用してえられる金額のその１月の合計といたします。

(c) 需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力料金単価

需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力料金単価は，託送供給等約款料金算定規則第27条にもとづきインバランス料金として算定される金額に消費税等相当額を加えた金額とし，当社が30分ごとに設定するものといたします。

ニ　給電指令時補給電力

発電バランシンググループまたは需要バランシンググループにおいて，給電指令時補給電力の算定上，27（給電指令時補給電力）にかかわらず，次のとおりといたします。

(ｲ)　契約者に係る給電指令時補給電力料金

a　適用範囲

42（受電および供給の中止または給電指令の実施にともなう金銭決済）(1)または配電事業者の約款にもとづき配電事業者が契約者に対して給電指令等を実施することにより補給される電気を使用されているときに適用いたします。

b　給電指令時補給電力料金

給電指令時補給電力料金は，ｃに定める30分ごとの給電指令時補給電力量にｄの給電指令時補給電力料金単価を適用してえられる金額のその１月の合計といたします。

c　給電指令時補給電力量

給電指令時補給電力量は，給電指令等の間，(5)ヌにより30分ごとに算定された値といたします。

d　給電指令時補給電力料金単価

給電指令時補給電力料金単価は，託送供給等約款料金算定規則第27条にもとづきインバランス料金として算定される金額に消費税等相当額を加えた金額とし，当社が30分ごとに設定するものといたします。

(ﾛ)　発電契約者に係る給電指令時補給電力料金

a　適用範囲

42（受電および供給の中止または給電指令の実施にともなう金銭決済）(2)または配電事業者の約款にもとづき配電事業者が発電契約者または配電事業者の約款に定める発電者に対して給電指令等を実施することにより補給される電気を使用されているときに，補給される電気を使用する発電バランシンググループに適用いたします。

b　給電指令時補給電力料金

給電指令時補給電力料金は，ｃに定める30分ごとの給電指令時補給電力量にｄの給電指令時補給電力料金単価を適用してえられる金額のその１月の合計といたします。

c　給電指令時補給電力量

給電指令時補給電力量は，給電指令等の間，(5)チにより30分ごとに算定された値といたします。

d　給電指令時補給電力料金単価

給電指令時補給電力料金単価は，託送供給等約款料金算定規則第27条にもとづきインバランス料金として算定される金額に消費税等相当額を加えた金額とし，当社が30分ごとに設定するものといたします。ただし，41（給電指令の実施等）(2)ホの場合で，ノンファーム電源（配電事業者の約款に定めるノンファーム電源を含みます。）に対して出力の抑制を実施したときは，42（受電および供給の中止または給電指令の実施にともなう金銭決済）(2)により補給される電気を使用されているときの翌日取引を行なうための卸電力取引市場における30分ごとの売買取引の価格（売買取引に係る電力の受渡しが連系設備の送電容量等による制限を受けるものとして当社の供給区域において売買取引を行なうものに限ります。）に消費税等相当額を加えた金額とし，当社が30分ごとに設定するものといたします。また，当社もしくは配電事業者が指定する要件を有する発電設備等またはファーム電源（配電事業者の約款に定めるファーム電源を含みます。）であって別途当社もしくは配電事業者と給電指令時補給電力料金に関する契約を締結する設備については，当該契約によるものといたします。

(5) 電力および電力量の算定

イ　発電量調整受電計画電力

発電量調整受電計画電力は，32（電力および電力量の算定）(3)にかかわらず，ロの発電量調整受電計画電力量に２を乗じてえた値とし，30分ごとに算定いたします。

ロ　発電量調整受電計画電力量

発電量調整受電計画電力量は，32（電力および電力量の算定）(4)ロにかかわらず，受電地点（配電事業者の約款に定める受電地点を含みます。）において当社および配電事業者が発電契約者から受電する電気の30分ごとの電力量の計画値（受電地点〔配電事業者の約款に定める受電地点を含みます。〕が複数ある場合は，その合計値といたします。）で，発電契約者があらかじめ電力広域的運営推進機関を通じて当社に通知する発電計画といたします。ただし，別表10（発電計画・調達計画・販売計画）に定める当日計画の発電計画と調達計画の合計値が30分ごとに販売計画の値と一致しない等の場合は，別表７（発電量調整受電計画電力量，接続対象計画電力量および需要抑制量調整受電計画電力量に関する取扱い）(1)のとおりといたします。

ハ　接続対象計画電力

接続対象計画電力は，32（電力および電力量の算定）(11)にかかわらず，ニの接続対象計画電力量に２を乗じてえた値とし，30分ごとに算定いたします。

ニ　接続対象計画電力量

接続対象計画電力量は，32（電力および電力量の算定）(12)にかかわらず，30分ごとの接続対象電力量の計画値（供給地点〔配電事業者の約款に定める供給地点を含みます。〕が複数ある場合は，その合計値といたします。）で，契約者があらかじめ電力広域的運営推進機関を通じて当社に通知する需要想定値といたします。ただし，別表９（需要計画・調達計画・販売計画）に定める当日計画の需要想定値に対する取引計画（調達計画から販売計画を差し引いたものといたします。）が30分ごと

に需要想定値と一致しない等の場合は，別表７（発電量調整受電計画電力量，接続対象計画電力量および需要抑制量調整受電計画電力量に関する取扱い）(2)のとおりといたします。

ホ　需要抑制量調整受電計画電力

需要抑制量調整受電計画電力は，32（電力および電力量の算定）(15)にかかわらず，への需要抑制量調整受電計画電力量に２を乗じてえた値とし，30分ごとに算定いたします。

ヘ　需要抑制量調整受電計画電力量

需要抑制量調整受電計画電力量は，32（電力および電力量の算定）(16)にかかわらず，当社および配電事業者が需要抑制契約者から受電する電気の30分ごとの電力量の計画値で，需要場所（配電事業者の約款に定める需要場所を含みます。）ごとに，需要抑制契約者があらかじめ電力広域的運営推進機関を通じて当社に通知する需要抑制計画値といたします。ただし，別表11（需要抑制計画・調達計画・販売計画・ベースライン）に定める当日計画の調達計画が30分ごとに販売計画の値と一致しない等の場合は，別表７（発電量調整受電計画電力量，接続対象計画電力量および需要抑制量調整受電計画電力量に関する取扱い）(3)のとおりといたします。

ト　ベースライン

ベースラインは，32（電力および電力量の算定）(17)にかかわらず，需要抑制量調整供給に係る需要抑制を行なわない場合の需要場所（配電事業者の約款に定める需要場所を含みます。）に係る供給地点で計量される接続供給電力量（配電事業者の約款に定める接続供給電力量を含みます。）を損失率で修正した電力量の計画値で，需要場所（配電事業者

の約款に定める需要場所を含みます。）ごと（15〔契約および託送供給等の単位〕(3)イまたはロの場合は１接続送電サービスまたは１臨時接続送電サービスごとといたします。また，配電事業者の約款に定める需要場所に複数の接続送電サービス等が適用されている場合は，１接続送電サービス等ごとといたします。）に，需要抑制契約者があらかじめ電力広域的運営推進機関を通じて当社に通知するものといたします。

チ　発電量調整受電計画差対応補給電力量

発電量調整受電計画差対応補給電力量は，32（電力および電力量の算定）⑳ロにかかわらず，次の(ｲ)，(ﾛ)および(ﾊ)によって算定された値とし，発電バランシンググループごとに算定いたします。

(ｲ) 30分ごとに，受電地点（配電事業者の約款に定める受電地点を含みます。）で計量された電力量の合計がその30分における発電量調整受電計画電力量を下回る場合に，30分ごとに，次の算式により算定された値といたします。

$$\text{発電量調整受電計画差対応補給電力量} = \text{発電量調整受電計画電力量} - \text{発電量調整受電電力量}$$

(ﾛ) 次の場合で，当社または配電事業者が給電指令時補給を行なったときは，発電量調整受電計画差対応補給電力量の算定上，当該発電設備等の30分ごとの発電量調整受電計画電力量を当該受電地点における30分ごとの発電量調整受電電力量とみなします。この場合，当該発電設備等の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量の算定上，当該受電地点のみによる発電バランシンググループが設定されているとみなし，その発電量調整受電計画差対応補給電力量は，30

分ごとに，次の算式により算定された値といたします。

発電量調整受電計画差対応補給電力量 ＝ 発電量調整受電計画電力量 － 発電量調整受電電力量

a　当社または配電事業者が指定する要件を有する発電設備等であって別途当社または配電事業者と給電指令時補給電力料金に関する契約を締結する設備に対して出力の抑制を実施した場合

b　41（給電指令の実施等）(2)イの場合で，原則として30分ごとの実需給の開始時刻の１時間前以降に発電量調整供給に係る発電設備等に対してＮ－１電制（配電事業者の約款に定めるＮ－１電制を含みます。）を実施したとき。

c　41（給電指令の実施等）(2)ホの場合で，発電量調整供給に係る発電設備等（配電事業者の約款に定める発電量調整供給に係る発電設備等を含みます。）に対して出力の抑制を実施したとき。

d　41（給電指令の実施等）(2)への場合で，ファーム電源（配電事業者の約款に定めるファーム電源を含みます。）に対して出力の抑制を実施したとき。

(ハ) 次の場合で，当社または配電事業者が給電指令時補給を行なったときは，発電量調整受電計画差対応補給電力量の算定上，当該発電設備等の30分ごとの発電量調整受電計画電力量を当該受電地点における30分ごとの発電量調整受電電力量とみなします。この場合，当該発電設備等の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量の算定上，当該受電地点のみによる発電バランシンググループが設定されているとみなし，その発電量調整受電計画差対応補給電力量は，30

分ごとに，次により算定された値といたします。

a　当社または配電事業者が41（給電指令の実施等）(2)イ，ロ，ハまたはトの場合の給電指令等および41（給電指令の実施等）(2)ホの場合の給電指令等により，同時に出力の抑制を実施した場合

(a) 発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が，41（給電指令の実施等）(2)ホによる出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）を下回る場合

41（給電指令の実施等）(2)ホによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，次の算式により算定された値とし，41（給電指令の実施等）(2)イ，ロ，ハまたはトによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，零といたします。

発電量調整受電計画差対応補給電力量 ＝ 発電量調整受電計画電力量 － 発電量調整受電電力量

(b) 発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が，41（給電指令の実施等）(2)ホによる出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）と一致または上回る場合

41（給電指令の実施等）(2)ホによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，41（給電指令の実施等）(2)ホによる出力抑制対象電力量

（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）とし，41（給電指令の実施等）(2)イ，ロ，ハまたはトによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，次の算式により算定された値といたします。

発電量調整受電計画差対応補給電力量 ＝ 発電量調整受電計画電力量 － 41（給電指令の実施等）(2)ホによる出力抑制対象電力量 － 発電量調整受電電力量

b　当社または配電事業者がファーム電源（配電事業者の約款に定めるファーム電源を含みます。）に対して，41（給電指令の実施等）(2)イ，ロ，ハまたはトの場合の給電指令等および41（給電指令の実施等）(2)への場合の給電指令等により，同時に出力の抑制を実施した場合

(a) 発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が，41（給電指令の実施等）(2)へによる出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）を下回る場合

41（給電指令の実施等）(2)へによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，次の算式により算定された値とし，41（給電指令の実施等）(2)イ，ロ，ハまたはトによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，零といたします。

発電量調整受電計画差対応補給電力量 ＝ 発電量調整受電計画電力量 － 発電量調整受電電力量

(b) 発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が，41（給電指令の実施等）(2)へによる出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）と一致または上回る場合

41（給電指令の実施等）(2)へによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，41（給電指令の実施等）(2)へによる出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）とし，41（給電指令の実施等）(2)イ，ロ，ハまたはトによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，次の算式により算定された値といたします。

発電量調整受電計画差対応補給電力量 ＝ 発電量調整受電計画電力量 － 41（給電指令の実施等）(2)へによる出力抑制対象電力量 － 発電量調整受電電力量

c　当社または配電事業者がノンファーム電源（配電事業者の約款に定めるノンファーム電源を含みます。）であり，かつ，当社または配電事業者が指定する要件を有する発電設備等であって別途当社または配電事業者と給電指令時補給電力料金に関する契約を締結する設備に対して，41（給電指令の実施等）(2)への場合の給電指令等および41（給電指令の実施等）(2)トの場合の給電指令等により，

同時に出力の抑制を実施した場合

(a) 発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が，41（給電指令の実施等）(2)へによる出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）を下回る場合

41（給電指令の実施等）(2)へによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，次の算式により算定された値とし，41（給電指令の実施等）(2)トによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，零といたします。

発電量調整受電計画差対応補給電力量 ＝ 発電量調整受電計画電力量 － 発電量調整受電電力量

(b) 発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が，41（給電指令の実施等）(2)へによる出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）と一致または上回る場合

41（給電指令の実施等）(2)へによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，41（給電指令の実施等）(2)へによる出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）とし，41（給電指令の実施等）(2)トによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対

応補給電力量は，次の算式により算定された値といたします。

発電量調整受電計画差対応補給電力量 ＝ 発電量調整受電計画電力量 － 41（給電指令の実施等）(2)へによる出力抑制対象電力量 － 発電量調整受電電力量

d　当社または配電事業者が41（給電指令の実施等）(2)ホの場合の給電指令等および41（給電指令の実施等）(2)への場合の給電指令等により，同時に出力の抑制を実施した場合

(a) 発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が，41（給電指令の実施等）(2)へによる出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）を下回る場合

41（給電指令の実施等）(2)へによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，次の算式により算定された値とし，41（給電指令の実施等）(2)ホによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，零といたします。

発電量調整受電計画差対応補給電力量 ＝ 発電量調整受電計画電力量 － 発電量調整受電電力量

(b) 発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が，41（給電指令の実施等）(2)へによる出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）と一致または上回る場合

41（給電指令の実施等）(2)へによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，41（給電指令の実施等）(2)へによる出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）とし，41（給電指令の実施等）(2)ホによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，次の算式により算定された値といたします。

発電量調整受電計画差対応補給電力量 ＝ 発電量調整受電計画電力量 － 41（給電指令の実施等）(2)へによる出力抑制対象電力量 － 発電量調整受電電力量

e　当社または配電事業者が41（給電指令の実施等）(2)イ，ロ，ハまたはトの場合の給電指令等，41（給電指令の実施等）(2)ホの場合の給電指令等および41（給電指令の実施等）(2)への場合の給電指令等により，同時に出力の抑制を実施した場合

(a) 発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が，41（給電指令の実施等）(2)へによる出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）を下回る場合

41（給電指令の実施等）(2)へによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，次の算式により算定された値とし，41（給電指令の実施等）(2)イ，ロ，ハまたはトによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給および41（給電指令の実施等）(2)ホによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受

電計画差対応補給電力量は，零といたします。

発電量調整受電計画差対応補給電力量 ＝ 発電量調整受電計画電力量 － 発電量調整受電電力量

(b) 発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が，41（給電指令の実施等）(2)へによる出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）と一致または上回り，かつ，41（給電指令の実施等）(2)へによる出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）に41（給電指令の実施等）(2)ホによる出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）を加えた値を下回る場合

41（給電指令の実施等）(2)へによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，41（給電指令の実施等）(2)へによる出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）とし，41（給電指令の実施等）(2)ホによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，次の算式により算定された値とし，41（給電指令の実施等）(2)イ，ロ，ハまたはトによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，零といたします。

発電量調整受電計画差対応補給電力量 ＝ 発電量調整受電計画電力量 － 41（給電指令の実施等）(2)へによる出力抑制対象電力量 － 発電量調整受電電力量

(c) 発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が，41（給電指令の実施等）(2)へによる出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）に41（給電指令の実施等）(2)ホによる出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）を加えた値と一致または上回る場合

41（給電指令の実施等）(2)ホによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，41（給電指令の実施等）(2)ホによる出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）とし，41（給電指令の実施等）(2)へによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，41（給電指令の実施等）(2)へによる出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）とし，41（給電指令の実施等）(2)イ，ロ，ハまたはトによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，次の算式により算定された値といたします。

発電量調整受電計画差対応補給電力量 ＝ 発電量調整受電計画電力量 － 41（給電指令の実施等）(2)ホによる出力抑制対象電力量 － 41（給電指令の実施等）(2)へによる出力抑制対象電力量 － 発電量調整受電電力量

リ　発電量調整受電計画差対応余剰電力量

発電量調整受電計画差対応余剰電力量は，32（電力および電力量の算定）⑵ロにかかわらず，30分ごとに，受電地点（配電事業者の約款に定める受電地点を含みます。）で計量された電力量の合計がその30分における発電量調整受電計画電力量を上回る場合に，30分ごとに，次の算式により算定された値とし，発電バランシンググループごとに算定いたします。ただし，当社もしくは配電事業者が指定する要件を有する発電設備等であって別途当社もしくは配電事業者と給電指令時補給電力料金に関する契約を締結する設備に対して出力の抑制を実施し，当社もしくは配電事業者が給電指令時補給を行なった場合，41（給電指令の実施等）⑵イの場合で，原則として30分ごとの実需給の開始時刻の１時間前以降に発電量調整供給に係る発電設備等に対してＮ－１電制（配電事業者の約款に定めるＮ－１電制を含みます。）を実施し，当社もしくは配電事業者が給電指令時補給を行なったとき，41（給電指令の実施等）⑵ホの場合で，発電量調整供給に係る発電設備等に対して出力の抑制を実施し，当社もしくは配電事業者が給電指令時補給を行なったときまたは41（給電指令の実施等）⑵への場合で，ファーム電源（配電事業者の約款に定めるファーム電源を含みます。）に対して出力の抑制を実施し，当社もしくは配電事業者が給電指令時補給を行なったときは，発電量調整受電計画差対応余剰電力量の算定上，当該発電設備等の30分ごとの発電量調整受電計画電力量を当該受電地点における30分ごとの発電量調整受電電力量とみなします。この場合，当該発電設備等の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量の算定上，当該受電地点のみによる発電バランシンググループが設定されているとみなし，

その発電量調整受電計画差対応補給電力量の算定は，チによるものといたします。

$$\text{発電量調整受電計画差対応余剰電力量} = \text{発電量調整受電電力量} - \text{発電量調整受電計画電力量}$$

ヌ　接続対象計画差対応補給電力量

接続対象計画差対応補給電力量は，32（電力および電力量の算定）(22)にかかわらず，30分ごとの接続対象電力量（配電事業者の約款に定める接続対象電力量を含みます。）がその30分における接続対象計画電力量を上回る場合に，30分ごとに，次の算式により算定された値といたします。ただし，接続対象計画差対応補給電力量の算定上，当社または配電事業者が調整負荷の使用に係る調整を行なった場合は，32（電力および電力量の算定）(8)にかかわらず，当該供給地点（配電事業者の約款に定める供給地点を含みます。）で計量された30分ごとの電力量に当社または配電事業者が行なった電気の使用に係る調整にもとづきその30分ごとに算定された値を加えた値を，当該供給地点におけるその30分ごとの接続供給電力量とみなし，接続対象電力量を算定いたします。

接続対象計画差対応補給電力量＝接続対象電力量－接続対象計画電力量

ル　接続対象計画差対応余剰電力量

接続対象計画差対応余剰電力量は，32（電力および電力量の算定）(23)にかかわらず，30分ごとの接続対象電力量（配電事業者の約款に定める接続対象電力量を含みます。）がその30分における接続対象計画電

力量を下回る場合に，30分ごとに，次の算式により算定された値といたします。ただし，接続対象計画差対応余剰電力量の算定上，当社または配電事業者が調整負荷の使用に係る調整を行なった場合は，32（電力および電力量の算定）(8)にかかわらず，当該供給地点（配電事業者の約款に定める供給地点を含みます。）で計量された30分ごとの電力量に当社または配電事業者が行なった電気の使用に係る調整にもとづきその30分ごとに算定された値を加えた値を，当該供給地点におけるその30分ごとの接続供給電力量とみなし，接続対象電力量を算定いたします。

接続対象計画差対応余剰電力量＝接続対象計画電力量－接続対象電力量

ヲ　需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量

需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量は，32（電力および電力量の算定）(24)にかかわらず，30分ごとの需要抑制量調整受電電力量（配電事業者の約款に定める需要抑制量調整受電電力量を含みます。）がその30分における需要抑制量調整受電計画電力量を下回る場合に，需要抑制バランシンググループごとに，30分ごとに，(ｲ)または(ﾛ)によって算定された値の合計値といたします。ただし，需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量の算定上，当社または配電事業者が調整負荷の使用に係る調整を行なった場合で，32（電力および電力量の算定）(14)イまたはロにかかわらず，当該需要場所（配電事業者の約款に定める需要場所を含みます。）に係る接続供給電力量を損失率で修正した値が，ベースラインを上回るとき，またはベースラインを下回り，かつ，ベースラインから需要抑制量調整受電計画電力量を差し引いた値を上回るときは，当

該需要場所に係る需要抑制量調整受電計画電力量を当該需要場所に係る需要抑制量調整受電電力量とみなします。

(ｲ) 需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量の算定方法として32（電力および電力量の算定）(14)ロを適用し，かつ，配電事業者の約款に定める需要抑制量調整受電計画電力量を上限としない算定方法を適用している場合で，30分ごとの需要抑制量調整受電電力量が零となるときは，次の算式により算定された値といたします。

$$\text{需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量} = \text{需要抑制量調整受電計画電力量} + \text{接続供給電力量} \times \frac{1}{1-\text{損失率(33〔損失率〕に定める損失率といたします。)}} - \text{ベースライン}$$

(ﾛ) (ｲ)以外の場合は，次の算式により算定された値といたします。

$$\text{需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量} = \text{需要抑制量調整受電計画電力量} - \text{需要抑制量調整受電電力量}$$

ワ　需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量

需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量は，32（電力および電力量の算定）(25)にかかわらず，30分ごとの需要抑制量調整受電電力量（配電事業者の約款に定める需要抑制量調整受電電力量を含みます。）がその30分における需要抑制量調整受電計画電力量を上回る場合に，需要抑制バランシンググループごとに，30分ごとに，次の算式により算定された値の合計値といたします。ただし，需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量の算定上，当社または配電事業者が調整負荷の使用に係る調整を行なった場合で，32（電力および電力量の算定）(14)ロにかかわら

ず，当該需要場所（配電事業者の約款に定める需要場所を含みます。）に係る接続供給電力量を損失率で修正した値が，ベースラインの値から需要抑制量調整受電計画電力量を差し引いた値を下回るときは，当該需要場所に係る需要抑制量調整受電計画電力量を当該需要場所に係る需要抑制量調整受電電力量とみなします。

$$\text{需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量} = \text{需要抑制量調整受電電力量} - \text{需要抑制量調整受電計画電力量}$$

(6) 託送供給等の実施

イ　接続供給の場合，契約者は，別表９（需要計画・調達計画・販売計画）の需要想定値および需要想定値に対する調達計画・販売計画における接続対象電力または接続対象電力量に，配電事業者の約款に定める接続対象電力または接続対象電力量を含めていただきます。

ロ　発電量調整供給の場合，発電契約者は，別表10（発電計画・調達計画・販売計画）の発電計画および調達計画・販売計画における発電量調整受電電力または発電量調整受電電力量に，配電事業者の約款に定める発電量調整受電電力または発電量調整受電電力量を含めていただきます。

ハ　需要抑制量調整供給の場合，需要抑制契約者は，別表11（需要抑制計画・調達計画・販売計画・ベースライン）の需要抑制計画および調達計画・販売計画における需要抑制量調整受電電力または需要抑制量調整受電電力量に，配電事業者の約款に定める需要抑制量調整受電電力または需要抑制量調整受電電力量を含めていただきます。

(7) 解 約 等

当社は，契約者，発電契約者または需要抑制契約者が次のいずれかに該当し，当社が契約者，発電契約者または需要抑制契約者にその改善を求めた場合で，43（適正契約の保持等）に定める適正契約への変更および適正な使用状態，発電・放電状態または需要抑制状態への変更に応じていただけないときには，58（解約等）(1)ハ(ｲ)，(ﾛ)，(ﾊ)または(ﾆ)にかかわらず，接続供給契約もしくは振替供給契約，発電量調整供給契約または需要抑制量調整供給契約を解約することがあります。

イ　託送供給の場合は，８（契約の要件）(1)または(2)を，発電量調整供給の場合は，８（契約の要件）(3)を，需要抑制量調整供給の場合は，８（契約の要件）(5)ロ，ハ，ニ，ホもしくはヘまたは(2)を欠くに至った場合

ロ　接続供給の場合で，頻繁に接続対象電力量（配電事業者の約款に定める接続対象電力量を含みます。）と接続対象計画電力量との間に著しい差が生ずるとき。

ハ　発電量調整供給の場合で，頻繁に発電量調整受電電力量（配電事業者の約款に定める発電量調整受電電力量を含みます。）と発電量調整受電計画電力量との間に著しい差が生ずるとき。

ニ　需要抑制量調整供給の場合で，頻繁に需要抑制量調整受電電力量（配電事業者の約款に定める需要抑制量調整受電電力量を含みます。）と需要抑制量調整受電計画電力量との間に著しい差が生ずるとき。

(8) 発電量調整供給契約についての特別措置（再生可能エネルギー発電設備）

イ　契約者が特定契約を締結している場合もしくは特定送配電事業者が特

定契約を締結している場合または契約者が当社または配電事業者と再生可能エネルギー電気卸供給契約を締結し，指定した再生可能エネルギー発電設備から電気を調達する場合は，附則５（発電量調整供給契約についての特別措置〔再生可能エネルギー発電設備〕）(1)にかかわらず，原則として，当社の供給区域においては契約者または特定送配電事業者と当社との間で，配電事業者の供給区域においては契約者または特定送配電事業者と配電事業者との間で発電量調整供給契約を締結し，特例発電バランシンググループを設定していただきます。この場合，契約者が締結する特定契約に係る再生可能エネルギー発電設備，特定送配電事業者が締結する特定契約に係る再生可能エネルギー発電設備および当社または配電事業者との再生可能エネルギー電気卸供給契約に係る再生可能エネルギー発電設備は，同一のバランシンググループに属することはできないものといたします。

ロ　イにより発電量調整供給契約を締結する場合において，契約者（特定送配電事業者が契約者となる場合を除きます。）が希望されるときは，契約者の指定する発電バランシンググループ（当該発電バランシンググループにおける特定契約が2016年４月１日以降に締結され，かつ，バイオマス発電設備であって化石燃料を混焼するもの〔再生可能エネルギー特別措置法施行規則第14条第８号ニに定める地域資源バイオマス発電設備を除きます。〕であるときを除きます。）に係る料金および必要となるその他の供給条件は次のとおりといたします。

(ｲ) 発電量調整供給に係る料金は，附則５（発電量調整供給契約についての特別措置〔再生可能エネルギー発電設備〕）(5)ロにかかわらず，19（料金）(2)に定める料金，(ﾛ)により算定されるインバランス

リスク料および再生可能エネルギー予測誤差対応調整力確保料といたします。ただし，契約者が当社または配電事業者と再生可能エネルギー電気卸供給契約を締結し，指定した再生可能エネルギー発電設備から電気を調達する場合は，インバランスリスク料および再生可能エネルギー予測誤差対応調整力確保料は申し受けません。

(ﾛ) インバランスリスク料は，附則５（発電量調整供給契約についての特別措置〔再生可能エネルギー発電設備〕）(5)ホにかかわらず，特例発電バランシンググループにおける30分ごとの発電量調整受電電力量（配電事業者の約款に定める発電量調整受電電力量を含みます。）にインバランスリスク単価を適用してえられる金額のその１月の合計（合計額が負となる場合は零といたします。）といたします。また，再生可能エネルギー予測誤差対応調整力確保料は，特例発電バランシンググループにおける30分ごとの発電量調整受電電力量（配電事業者の約款に定める発電量調整受電電力量を含みます。）に，再生可能エネルギー予測誤差対応単価を適用してえられる金額のその１月の合計といたします。

(ﾊ) 当社は，附則５（発電量調整供給契約についての特別措置〔再生可能エネルギー発電設備〕）(5)トにかかわらず，30分ごとの契約者が締結する特定契約または当社，配電事業者もしくは特定送配電事業者との再生可能エネルギー電気卸供給契約に係る発電量調整受電計画電力量を決定し，原則として発電量調整供給実施日の前々日の午後４時までに契約者に通知いたします。

また，当社は，当該発電量調整受電計画電力量の見直しを行ない，変更後の発電量調整受電計画電力量を決定し，原則として発電量調整

供給実施日の前日午前６時までに契約者に再通知いたします。

なお，契約者は，必要に応じて発電量調整受電計画電力量の決定に必要となる事項に関する文書を当社に提出していただきます。

(ﾆ) ローカル系統における電気の潮流が系統安定度等にもとづき算定される運用可能な容量を超過し，または超過するおそれがある場合で，当社または配電事業者がノンファーム電源（配電事業者の約款に定めるノンファーム電源を含みます。）の出力の抑制に係る通知を発電者または契約者に行なったときは，(ﾊ)にかかわらず，契約者は，発電量調整受電計画電力量の見直しを行なっていただきます。

ハ　イにより発電量調整供給契約を締結する場合において，契約者が当社または配電事業者と再生可能エネルギー電気卸供給契約を締結し，指定した再生可能エネルギー発電設備から電気を調達するときの契約者の指定する発電バランシンググループ（ロにおいて，契約者が希望される場合を除きます。）に係るインバランスリスク料は，附則５（発電量調整供給契約についての特別措置〔再生可能エネルギー発電設備〕）(6)ロにかかわらず，特例発電バランシンググループにおける30分ごとの発電量調整受電電力量（配電事業者の約款に定める発電量調整受電電力量を含みます。）にインバランスリスク単価を適用してえられる金額のその１月の合計（合計額が負となる場合は零といたします。）といたします。

(9) その他の事項については，この約款および配電事業者の約款に準ずるものといたします。

13　Ｎ－１電制の実施についての特別措置

(1) 当社は，41（給電指令の実施等）(2)イの場合で，発電量調整供給に係

る発電設備等であって当社が特定契約を締結する再生可能エネルギー発電設備に対してＮ－１電制を実施したときは，42（受電および供給の中止または給電指令の実施にともなう金銭決済）(5)にかかわらず，Ｎ－１電制時調達不足電力量の調達に要した費用の実費相当額から，30分ごとのＮ－１電制時調達不足電力量に再生可能エネルギー特別措置法施行規則第13条の３の４に定める回避可能費用単価（以下「回避可能費用単価」といいます。）に消費税等相当額を加えた金額を乗じてえた金額を差し引いた金額について，電力広域的運営推進機関が認める範囲においてＮ－１電制オペレーション費用として契約者にお支払いいたします。

(2) 当社は，41（給電指令の実施等）(2)イの場合で，発電量調整供給に係る発電設備等であって契約者または特定送配電事業者が特定契約を締結する再生可能エネルギー発電設備に対してＮ－１電制を実施したときは，42（受電および供給の中止または給電指令の実施にともなう金銭決済）(5)にかかわらず，Ｎ－１電制時調達不足電力量の調達に要した費用の実費相当額に，Ｎ－１電制が実施された発電設備等を再度起動するために要した燃料費等の費用の実費およびＮ－１電制時調達不足電力量に当該特定契約に係る再生可能エネルギー特別措置法第３条第２項または第８条第１項に定める調達価格を乗じてえた金額を加えた金額から，Ｎ－１電制が実施されなかったとしたときにその発電設備等がＮ－１電制時調達不足電力量を発電または放電するのに要したであろう費用に相当する金額および30分ごとのＮ－１電制時調達不足電力量に回避可能費用単価に消費税等相当額を加えた金額を乗じてえた金額を差し引いた金額について，電力広域的運営推進機関が認める範囲においてＮ－１電制オペレーション費用として契約者または特定送配電事業者にお支払いいたします。

(3) 当社は，41（給電指令の実施等）(2)イの場合で，発電量調整供給に係る発電設備等であって再生可能エネルギー特別措置法第２条の２第１項に定める市場取引等により再生可能エネルギー電気を供給する事業に係る発電設備等に対してＮ－１電制を実施したときは，42（受電および供給の中止または給電指令の実施にともなう金銭決済）(5)にかかわらず，Ｎ－１電制時調達不足電力量の調達に要した費用の実費相当額に，Ｎ－１電制が実施された発電設備等を再度起動するために要した燃料費等の費用の実費およびＮ－１電制時調達不足電力量に応じてえられる供給促進交付金の金額（再生可能エネルギー特別措置法第２条の４にもとづき算定される金額をいいます。）を加えた金額から，Ｎ－１電制が実施されなかったとしたときにその発電設備等がＮ－１電制時調達不足電力量を発電または放電するのに要したであろう費用に相当する金額を差し引いた金額について，電力広域的運営推進機関が認める範囲においてＮ－１電制オペレーション費用として発電契約者にお支払いいたします。

14　系統連系受電サービス等についての特別措置

(1) 発電場所が，次のいずれかに該当する場合，系統連系受電課金対象電力および契約超過受電電力は，23（系統連系受電サービス）(2)ロおよびハならびに44（契約超過金）(2)ロおよびハに準じて定めます。

なお，系統連系受電課金対象電力および契約超過受電電力の算定上，次に定める比を，23（系統連系受電サービス）(2)ロおよび44（契約超過金）(2)ロに定める契約受電電力の比とみなします。

また，発電場所がイ(ハ)に該当する場合，23（系統連系受電サービス）(3)イの基本料金および23（系統連系受電サービス）(3)ハ(ハ)の系統設備効率化割引額の算定上，まったく発電または放電しない場合とは，１月に

おいてイ(ハ)における当社が無償で受電している電気以外の電気をまったく発電または放電しない場合をいいます。

イ　発電設備が化石燃料を混焼するバイオマス発電設備以外の場合

(イ) 発電契約者と発電者との間の電力受給に関する契約および発電者と当社との間の特定契約等が締結されている場合

発電契約者と当社との間の発電量調整供給契約に定める契約受電電力と発電者と当社との間の特定契約等に係る電力受給に関する契約に定める契約受電電力の比

(ロ) 発電契約者と発電者との間の電力受給に関する契約および発電者と当社との間の一時調達契約が締結されている場合

発電契約者と当社との間の発電量調整供給契約に定める契約受電電力と発電者と当社との間の一時調達契約に係る電力受給に関する契約に定める契約受電電力の比

(ハ) 発電契約者と発電者との間の電力受給に関する契約が締結され，かつ，当該発電場所が発電量調整供給契約に属さないこととなった場合または発電者と当社との間の特定契約等が消滅した場合で，接続された電気を当社が無償で受電しているとき。

発電契約者と当社との間の発電量調整供給契約に定める契約受電電力と発電量調整供給契約に属さないこととなった場合の直前の当該発電量調整供給契約に定める契約受電電力または発電者と当社との間の特定契約等が消滅した場合の直前の当該契約に係る電力受給に関する契約に定める契約受電電力の比

ロ　イ(イ)，(ロ)または(ハ)に該当する場合で，化石燃料を混焼するバイオマス発電設備のとき。

当該バイオマス発電設備の再生可能エネルギー特別措置法施行規則第４条の２第２項第９号イに定めるバイオマス比率（以下「認定バイオマス比率」といいます。）

なお，認定バイオマス比率は，発電量調整供給契約の申込みに際して発電契約者から当社に通知していただきます。

また，認定バイオマス比率を変更する場合は，すみやかに変更後の認定バイオマス比率を発電契約者から当社に通知していただきます。

ただし，認定バイオマス比率を用いることが困難な場合は，附則５（発電量調整供給契約についての特別措置〔再生可能エネルギー発電設備〕）(8)イに定める当該バイオマス発電設備のバイオマス比率等を基準として，発電契約者または発電者と当社との協議によって定めた比率といたします。

(2) (1)の場合で，特定契約または一時調達契約等に係る電力受給に関する契約における金銭債務が当該契約における金銭債務の支払期日を経過してなお支払われず，当該契約を解約したときは，受電地点において同一計量する発電量調整供給に係る発電契約者または発電者からの申出がない場合であっても，系統連系受電契約は消滅するものとし，また，すべての発電契約者の発電量調整供給契約を変更していただくものといたします。

なお，この場合には，当社は，その旨を発電契約者または発電者に通知いたします。

また，発電契約者と同一の者である発電者の場合は，当該発電契約者との発電量調整供給契約は変更され，または消滅するものといたします。

(3) 発電場所における発電出力（発電設備等の定格発電出力〔太陽光発電設備の場合は，太陽電池の合計出力とパワーコンディショナーの出力のいず

れか小さい方の出力とし，パワーコンディショナーを複数台設置している場合は，各系列における太陽電池の合計出力とパワーコンディショナーの出力のいずれか小さい方の出力を合計した値といたします。〕をいいます。また，複数の発電設備等を使用する発電場所の場合は，当該複数の発電設備等の定格発電出力の合計値といたします。）または同時最大受電電力が10キロワット未満（発電場所が，(1)イ(ハ)またはロ〔(1)イ(ハ)に該当する場合に限ります。〕に該当する場合は，当社が無償で受電している電気以外の電気を発電または放電している発電設備等に係る発電出力または同時最大受電電力が10キロワット未満のときといたします。）の場合の料金および必要となるその他の供給条件は，当分の間，次のとおりといたします。

イ　低圧で受電する場合で，その１月の受電地点で計量された30分ごとの発電量調整受電電力量の最大値を２倍した値が10未満のとき，または高圧もしくは特別高圧で受電する場合で，その１月の受電地点で記録型計量器により計量された30分ごとの連系電力（最小位までといたします。）の最大値が10キロワット未満のとき。

23（系統連系受電サービス）(3)に定める系統連系受電サービス料金および44（契約超過金）(2)に定める契約超過金は申し受けません。

ロ　低圧で受電する場合で，その１月の受電地点で計量された30分ごとの発電量調整受電電力量の最大値を２倍した値が10以上のとき，または高圧もしくは特別高圧で受電する場合で，その１月の受電地点で記録型計量器により計量された30分ごとの連系電力（最小位までといたします。）の最大値が10キロワット以上のとき。

(ｲ) 23（系統連系受電サービス）(2)イまたはロにおける系統連系受電

課金対象電力の算定上，10キロワットを同時最大受電電力とみなします。

(ﾛ) 発電設備等に係る供給地点において電灯定額接続送電サービスが適用されている場合または発電設備等に係る供給地点のその１月の接続送電サービス契約電力（発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は，１接続送電サービスを適用した場合のその１月の接続送電サービス契約電力といたします。）が10キロワット未満の場合は，次のとおりといたします。

a　44（契約超過金）(2)イ(ｲ)またはロ(ｲ)における契約超過受電電力の算定上，10キロワットを同時最大受電電力とみなします。

b　44（契約超過金）(2)イ(ﾛ)またはロ(ﾛ)における契約超過受電電力の算定上，10キロワットを接続送電サービス契約電力とみなします。

(4) 契約者が特定契約を締結する再生可能エネルギー発電設備または再生可能エネルギー特別措置法第２条の２第１項に定める市場取引等により再生可能エネルギー電気を供給する事業に係る発電設備等において，イに定める適用範囲に該当する場合の料金および必要となるその他の供給条件は，当分の間，次のとおりといたします。

イ　適用範囲

原則として，2024年３月31日までに再生可能エネルギー特別措置法第９条第４項に定める認定を受け，または，再生可能エネルギー特別措置法第７条にもとづいて落札された発電設備等に適用いたします。

ロ　系統連系受電サービス料金等

23（系統連系受電サービス）(3)に定める系統連系受電サービス料金

および44（契約超過金）(2)に定める契約超過金は申し受けません。

なお，発電場所において，イ以外の発電設備等（当社が特定契約を締結する再生可能エネルギー発電設備を除きます。）が混在する場合またはイの発電設備等が化石燃料を混焼するバイオマス発電設備の場合は，(ｲ)，(ﾛ)または(ﾊ)により，イ以外の部分に係る系統連系受電課金対象電力，系統連系受電サービスに係る発電量調整受電電力量または契約超過受電電力を定め，系統連系受電サービス料金および契約超過金を申し受けます。

(ｲ) 系統連系受電課金対象電力

a　イの発電設備等が，化石燃料を混焼するバイオマス発電設備以外の場合

系統連系受電課金対象電力は，同時最大受電電力を発電出力等の比であん分してえた値から，発電設備等に係る供給地点のその１月の接続送電サービス契約電力（発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は，１接続送電サービスを適用した場合のその１月の接続送電サービス契約電力といたします。）を発電出力等の比であん分してえた値を差し引いた値といたします。ただし，差し引いた値が零を下回る場合の系統連系受電課金対象電力は，零といたします。

なお，あん分に必要となる発電出力は，契約者または発電契約者から当社へ通知していただきます。

b　イの発電設備等が，化石燃料を混焼するバイオマス発電設備の場合

系統連系受電課金対象電力は，同時最大受電電力を認定バイオマ

ス比率であん分してえた値から，発電設備等に係る供給地点のその１月の接続送電サービス契約電力（発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は，１接続送電サービスを適用した場合のその１月の接続送電サービス契約電力といたします。）を認定バイオマス比率であん分してえた値を差し引いた値といたします。ただし，差し引いた値が零を下回る場合の系統連系受電課金対象電力は，零といたします。

なお，認定バイオマス比率は，発電量調整供給契約の申込みに際して契約者または発電契約者から当社に通知していただきます。

また，認定バイオマス比率を変更する場合は，すみやかに変更後の認定バイオマス比率を契約者または発電契約者から当社に通知していただきます。

ただし，認定バイオマス比率を用いることが困難な場合は，附則５（発電量調整供給契約についての特別措置〔再生可能エネルギー発電設備〕）(8)イに定める当該バイオマス発電設備のバイオマス比率等を基準として，契約者，発電契約者または発電者と当社との協議によって定めた比率といたします。

(ﾛ) 発電量調整受電電力量

a　イの発電設備等が，契約者が特定契約を締結する再生可能エネルギー発電設備の場合

イ以外の発電設備等に係る発電量調整受電電力量について，32（電力および電力量の算定）(30)イただし書または附則５（発電量調整供給契約についての特別措置〔再生可能エネルギー発電設備〕）(7)ハもしくは(8)イに準じて算定いたします。

b　イの発電設備等が，再生可能エネルギー特別措置法第２条の２第１項に定める市場取引等により再生可能エネルギー電気を供給する事業に係る発電設備等の場合

イ以外の発電設備等に係る発電量調整受電電力量について，32（電力および電力量の算定）(30)イただし書または附則５（発電量調整供給契約についての特別措置〔再生可能エネルギー発電設備〕）(7)ハに準じて算定いたします。ただし，化石燃料を混焼するバイオマス発電設備の場合は，発電量調整受電電力量から発電量調整受電電力量に当該バイオマス発電設備のバイオマス比率を乗じてえた値を差し引いた値にもとづき，算定いたします。

なお，バイオマス比率は，算定後すみやかに発電契約者または発電者から当社に通知していただきます。この場合，当社は，必要に応じて，バイオマス比率の算定根拠に関する文書を発電契約者または発電者から提出していただきます。

(ハ) 契約超過受電電力

a　イの発電設備等が，化石燃料を混焼するバイオマス発電設備以外の場合

(a) 同時最大受電電力が発電設備等に係る供給地点の接続送電サービス契約電力（発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は，１接続送電サービスを適用した場合のその１月の接続送電サービス契約電力といたします。）を上回る場合または発電設備等に係る供給地点において電灯定額接続送電サービスが適用されている場合

契約超過受電電力は，その１月の最大連系電力等を発電出力等

の比であん分してえた値から同時最大受電電力を発電出力等の比であん分してえた値を差し引いた値といたします。

(b) 同時最大受電電力が発電設備等に係る供給地点の接続送電サービス契約電力（発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は，１接続送電サービスを適用した場合のその１月の接続送電サービス契約電力といたします。）を下回る場合

契約超過受電電力は，その１月の最大連系電力等を発電出力等の比であん分してえた値から発電設備等に係る供給地点のその１月の接続送電サービス契約電力（発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は，１接続送電サービスを適用した場合のその１月の接続送電サービス契約電力といたします。）を発電出力等の比であん分してえた値を差し引いた値といたします。ただし，差し引いた値が零を下回る場合は，契約超過金を申し受けません。

b　イの発電設備等が，化石燃料を混焼するバイオマス発電設備の場合

(a) 同時最大受電電力が発電設備等に係る供給地点の接続送電サービス契約電力（発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は，１接続送電サービスを適用した場合のその１月の接続送電サービス契約電力といたします。）を上回る場合または発電設備等に係る供給地点において電灯定額接続送電サービスが適用されている場合

契約超過受電電力は，その１月の最大連系電力等を認定バイオ

マス比率であん分してえた値から同時最大受電電力を認定バイオマス比率であん分してえた値を差し引いた値といたします。

(b) 同時最大受電電力が発電設備等に係る供給地点の接続送電サービス契約電力（発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は，１接続送電サービスを適用した場合のその１月の接続送電サービス契約電力といたします。）を下回る場合

契約超過受電電力は，その１月の最大連系電力等を認定バイオマス比率であん分してえた値から発電設備等に係る供給地点のその１月の接続送電サービス契約電力（発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は，１接続送電サービスを適用した場合のその１月の接続送電サービス契約電力といたします。）を認定バイオマス比率であん分してえた値を差し引いた値といたします。ただし，差し引いた値が零を下回る場合は，契約超過金を申し受けません。

(5) 揚水発電設備等が設置された受電地点において，揚水発電設備等により発電量調整供給に係る電気を発電または放電する場合，当該発電量調整供給に係る電気の電力量については，23（系統連系受電サービス）(3)ロに定める電力量料金を申し受けません。ただし，発電設備（当社が特定契約を締結する再生可能エネルギー発電設備を除きます。）に揚水発電設備等が併設されている場合で，発電設備が(4)イに定める適用範囲に該当しないときは，発電契約者または発電者と当社との協議によりあらかじめ定めた方法によって系統連系受電サービスに係る発電量調整受電電力量を算定し，23（系統連系受電サービス）(3)ロに定める電力量料金を申し受けま

す。また，発電設備（当社が特定契約を締結する再生可能エネルギー発電設備を除きます。）に揚水発電設備等が併設されている場合で，発電設備が(4)イに定める適用範囲に該当し，かつ，再生可能エネルギー特別措置法第２条の２第１項に定める市場取引等により再生可能エネルギー電気を供給する事業に係る発電設備等が設置された受電地点に係る需要場所に接続供給され揚水または蓄電された電気を当該需要場所以外の需要場所に託送供給されるために発電または放電するときは，揚水発電設備等に係る系統連系受電課金対象電力および契約超過受電電力を(4)ロ(イ) a および(4)ロ(ハ) a に準じて定め，(4)にかかわらず，23（系統連系受電サービス）(3)イに定める基本料金から23（系統連系受電サービス）(3)ハ(ハ)に定める系統設備効率化割引額を差し引いた金額および44（契約超過金）(2)に定める契約超過金を申し受けます。

(6) 発電設備等に係る供給地点において最終保障供給約款にもとづく電気の需給契約（以下「当社との電気の需給契約」といいます。）を締結している場合は，次のとおりといたします。

イ　19（料金）(3)ロにおいて，当社との電気の需給契約における料金の支払義務発生日を供給側料金算定日とみなします。

ロ　23（系統連系受電サービス）(2)における系統連系受電課金対象電力または44（契約超過金）(2)における契約超過受電電力の算定上，当社との電気の需給契約における契約電力を接続送電サービス契約電力とみなします。

ハ　56（契約の廃止）(5)または58（解約等）(6)において，当社との電気の需給契約を接続供給契約とみなします。

(7) 2024年３月31日までに接続供給に係る電気を発電または放電する発電場

所で，イに定める近接性評価地域に立地している発電場所における系統設備効率化割引単価は，別表２（系統設備効率化割引の対象変電所等）(1)に定める系統設備効率化割引の対象変電所等および系統設備効率化割引単価の見直しまでの間，ロまたはハといたします。

イ　近接性評価地域

次の地域を近接性評価地域といたします。

都道府県	市町村
愛知県	豊橋市，一宮市，瀬戸市，半田市，春日井市，豊川市，津島市，刈谷市，安城市，西尾市，蒲郡市，犬山市，常滑市，江南市，小牧市，稲沢市，東海市，大府市，知立市，尾張旭市，高浜市，岩倉市，豊明市，日進市，田原市，愛西市，清須市，北名古屋市，弥富市，みよし市，あま市，長久手市，東郷町，豊山町，大口町，扶桑町，大治町，蟹江町，飛島村，阿久比町，東浦町，南知多町，美浜町，幸田町
静岡県	静岡市，浜松市，富士市，磐田市，焼津市，掛川市，藤枝市，袋井市，湖西市，御前崎市，菊川市，牧之原市，吉田町
三重県	四日市市，伊勢市，桑名市，鈴鹿市，亀山市，いなべ市，木曽岬町，東員町，朝日町，玉城町
岐阜県	岐阜市，多治見市，羽島市，土岐市，各務原市，瑞穂市，岐南町，笠松町，輪之内町，安八町，北方町，坂祝町，富加町
長野県	岡谷市，諏訪市，中野市，千曲市，南箕輪村，坂城町

ロ　受電電圧が標準電圧6,000ボルト以下の場合の系統設備効率化割引単価

23（系統連系受電サービス）(3)ハ(ﾛ)によって算定された系統設備効率化割引単価が，23（系統連系受電サービス）(3)ハ(ﾛ)の割引区分Ａ－２およびＢ－２を適用した場合に算定される系統設備効率化割引単価を

下回る場合の系統設備効率化割引単価は，23（系統連系受電サービス）(3)ハ(ﾛ)にかかわらず，23（系統連系受電サービス）(3)ハ(ﾛ)の割引区分Ａ－２およびＢ－２を適用した場合に算定される系統設備効率化割引単価といたします。

ハ　受電電圧が標準電圧6,000ボルトをこえる場合の系統設備効率化割引単価

23（系統連系受電サービス）(3)ハ(ﾛ)によって算定された系統設備効率化割引単価が，23（系統連系受電サービス）(3)ハ(ﾛ)の割引区分Ａ－２を適用した場合に算定される系統設備効率化割引単価を下回る場合の系統設備効率化割引単価は，23（系統連系受電サービス）(3)ハ(ﾛ)にかかわらず，23（系統連系受電サービス）(3)ハ(ﾛ)の割引区分Ａ－２を適用した場合に算定される系統設備効率化割引単価といたします。

15　災害救助法が適用された場合等の特別措置

2025年４月１日以降に当社供給区域において災害が発生し，原則として災害発生日から１年以内に，当社供給区域内の地域が災害救助法第２条第３項に定める災害発生市町村または本部所管区域市町村の区域（以下「災害救助法適用地域」といいます。）として公示された場合，または当該災害が激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第２条第１項に定める激甚災害として指定され当社供給区域内の地域がその対象地域となった場合で，災害救助法の公示日または激甚災害の指定日が属する月から６月後の月の末日までに，当該災害により被害を受けた需要者（原則として災害救助法適用地域または激甚災害の対象地域の需要者に限ります。）の供給地点に係る託送供給について当該需要者に対して電気の供給を行なう契約者からこの特別措置の適用の申出があるとき（当社が分割接続供給を行なう供給地点に

おいては，双方の契約者から申出がある場合に限ります。）または当該災害により被害を受けた発電者（原則として災害救助法適用地域または激甚災害の対象地域の発電者に限ります。）の受電地点に係る発電量調整供給について当該発電者もしくは当該発電量調整供給に係る発電契約者からこの特別措置の適用の申出があるときの料金および必要となるその他の供給条件は次のとおりといたします。

なお，当社は，需要者または発電者の被害状況を確認するため，必要に応じてり災証明書の提示を求める等の措置を講ずることがあります。

(1) 災害により被害を受けた需要者の供給地点に係る接続送電サービス料金，臨時接続送電サービス料金および予備送電サービス料金について，災害発生日が属する月の前月の料金（支払期日が災害発生日以降となるものに限ります。），および災害発生日が属する月からその翌々月までの料金の供給側料金算定日を，19（料金）(1)にかかわらず，それぞれ１月延期いたします。

(2) 災害により被害を受けた需要者の供給地点において，災害により被害を受けたときから引き続きまったく電気を使用しない場合には，災害発生日が属する月から６月後の月の末日までの間は，料金の算定期間ごとに次の割引を行ない料金を算定いたします。

イ　割引の対象

電灯定額接続送電サービスについては接続送電サービス料金とし，電灯臨時定額接続送電サービスおよび動力臨時定額接続送電サービスについては臨時接続送電サービス料金とし，その他については当該供給地点の接続送電サービスまたは臨時接続送電サービスの基本料金（力率割引または割増しの適用を受ける場合はその適用後の基本料金といたしま

す。）といたします。ただし，34（料金の算定）(1)イ，ロ，ニ，ホ，へまたはトの場合は，まったく電気を使用しない日における契約内容に応じて算定される１月の金額といたします。

ロ　割 引 率

ハに定める割引日数１日ごとに４パーセントといたします。

ハ　割引日数

割引日数は，各月の料金の算定期間における，災害により被害を受けたときから引き続きまったく電気を使用しない期間の日数とし，30分ごとの接続供給電力量等にもとづき当社との協議によって定めます。

(3) 災害により被害を受けた需要者の供給地点において，災害により被害を受けたときから引き続きまったく予備送電サービスを使用しない場合には，災害発生日が属する月から６月後の月の末日までの間は，料金の算定期間ごとに(2)に準じて割引を行ない予備送電サービス料金を算定いたします。

(4) 災害により被害を受けた需要者の供給地点において，災害により被害を受けたときから引き続きまったく電気を使用しないで，契約者が当該供給地点に係る接続供給を廃止された後，契約者が新たに当該供給地点に係る接続供給の申込みを行なった場合で，その申込みが災害発生日が属する月の６月後の月の末日までに行なわれ，かつ，その申込みが災害により被害を受けたときの当該供給地点に係る接続送電サービス契約電力等をこえないとき（分割接続供給の場合は，その申込みにもとづく１供給地点につき，１接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービス契約電力等が，災害により被害を受けたときの１供給地点につき，１接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービス契約電力等をこえないときに限りま

す。）は，69（工事費の負担方法）(2)にかかわらず，その工事費負担金を申し受けません。

(5) 契約者が，災害により被害を受けた需要者の供給地点において，再建等のため，21（臨時接続送電サービス）の申込みを行なった場合で，その申込みが災害発生日が属する月の６月後の月の末日までに行なわれたときは，69（工事費の負担方法）（3）にかかわらず，その臨時工事費を申し受けません。

(6) 災害により被害を受けた需要者の供給地点において，電気設備が災害のため復旧まで一時使用不能となった場合，19（料金）(1)にかかわらず，災害発生日が属する月から６月後の月の末日までの間は，その使用不能設備に相当する接続送電サービスの基本料金，臨時接続送電サービスの基本料金および予備送電サービス料金の割引を行ない料金を算定いたします。

(7) 契約者が，災害により被害を受けた需要者の供給地点において，再建等のため，引込線，計量器，その付属装置，区分装置，通信設備および電流制限器等の取付位置の変更の申込みを災害発生日が属する月の６月後の月の末日までに行なった場合で，その供給方法が災害により被害を受けたときの供給方法と同一であるときは，65（引込線の接続），66（計量器等の取付け）および68（電流制限器の取付け）にかかわらず，原則として，その初回の工事に要した実費または実費相当額を申し受けません。

(8) 災害により被害を受けた需要者の供給地点において，当社が分割接続供給を行なう場合で，(2)または(6)によって割引を行ない接続送電サービス料金または臨時接続送電サービス料金を算定するときは，(9)または(10)による料金の調整を行なうために，１供給地点につき，１接続送電サービスまたは１臨時接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービス料金ま

たは臨時接続送電サービス料金を，(2)または(6)に準じて割引を行ない算定いたします。

(9) 災害により被害を受けた需要者の供給地点において，当社が分割接続供給を行ない，かつ，(2)または(6)によって割引を行ない接続送電サービス料金を算定する場合で，それぞれの契約者に係る接続送電サービス料金の合計と，(8)によって算定された１供給地点につき，１接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービス料金との間に差が生ずるときは，34（料金の算定）(11)に準じて接続送電サービス料金の調整を行ないます。

(10) 災害により被害を受けた需要者の供給地点において，当社が分割接続供給を行ない，かつ，(2)または(6)によって割引を行ない臨時接続送電サービス料金を算定する場合で，それぞれの契約者に係る臨時接続送電サービス料金の合計と，(8)によって算定された１供給地点につき，１臨時接続送電サービスを適用した場合の臨時接続送電サービス料金との間に差が生ずるときは，34（料金の算定）(12)に準じて臨時接続送電サービス料金の調整を行ないます。

(11) 災害により被害を受けた需要者の供給地点において，当社が分割接続供給を行なう場合で，(3)または(6)によって割引を行ない予備送電サービス料金を算定するときは，(12)による料金の調整を行なうために，１供給地点につき，１予備送電サービスを適用した場合の予備送電サービス料金を，(3)または(6)に準じて割引を行ない算定いたします。

(12) 災害により被害を受けた需要者の供給地点において，当社が分割接続供給を行ない，かつ，予備送電サービスをあわせて適用し，(3)または(6)によって割引を行ない予備送電サービス料金を算定する場合で，それぞれの契約者に係る予備送電サービス料金の合計と，(11)によって算定された１

供給地点につき，１予備送電サービスを適用した場合の予備送電サービス料金との間に差が生ずるときは，34（料金の算定）⑬に準じて予備送電サービス料金の調整を行ないます。

⑬ 災害により被害を受けた発電者の受電地点に係る系統連系受電サービス料金について，災害発生日が属する月の前月の料金（支払期日が災害発生日以降となるものに限ります。），および災害発生日が属する月からその翌々月までの料金の支払期日を，35（支払義務の発生および支払期日）にかかわらず，それぞれ１月延期いたします。

⑭ 災害により被害を受けた発電者の受電地点において，災害により被害を受けたときから引き続きまったく発電または放電しない場合（他の発電量調整供給契約等と同一計量する場合等は，すべての発電量調整供給等に係る発電量調整受電電力量等が零であるときに限ります。）には，災害発生日が属する月から６月後の月の末日までの間は，料金の算定期間ごとに次の割引を行ない料金を算定いたします。

イ　割引の対象

当該受電地点の系統連系受電サービスの基本料金から系統設備効率化割引額を差し引いた金額といたします。ただし，34（料金の算定）(1)イ，ハ，ニ，ホまたはへの場合は，まったく電気を発電または放電しない日における契約内容に応じて算定される１月の金額といたします。

ロ　割 引 率

ハに定める割引日数１日ごとに４パーセントといたします。

ハ　割引日数

割引日数は，各月の料金の算定期間における，災害により被害を受けたときから引き続きまったく電気を発電または放電しない期間の日数と

し，30分ごとの発電量調整受電電力量等にもとづき当社との協議によって定めます。

⑮ 災害により被害を受けた発電者の受電地点において，発電設備等が災害のため復旧まで一時運転不能となった場合，19（料金）(3)にかかわらず，災害発生日が属する月から６月後の月の末日までの間は，その運転不能設備に相当する系統連系受電サービスの基本料金の割引を行ない料金を算定いたします。

なお，この場合，その運転不能設備に相当する系統連系受電サービスの系統設備効率化割引は適用いたしません。

別　　表

別　　表

１　契約設備電力の算定

(1) 契約設備電力は，原則として，電流を制限する機能を有する計量器により制限される電流，電流制限器または主開閉器の定格電流にもとづき次により算定いたします。この場合，１キロボルトアンペアを１キロワットとみなします。

イ　電流を制限する機能を有する計量器による場合

$$\text{入力（キロボルトアンペア）} = \text{制限される電流（アンペア）} \times 100\text{ボルト} \times \frac{1}{1,000}$$

ロ　電流制限器による場合

$$\text{入力（キロボルトアンペア）} = \text{電流制限器の定格電流（アンペア）} \times 100\text{ボルト} \times \frac{1}{1,000}$$

ハ　主開閉器による場合

別表３（契約電力および契約容量の算定方法）に準じて算定いたします。

(2) (1)によりがたい場合は，負荷設備の容量等を基準として定めるものといたします。

２　系統設備効率化割引の対象変電所等

(1) 系統設備効率化割引の対象変電所等

次の変電所等を系統設備効率化割引の対象変電所等といたします。

割引区分	割引対象変電所等
Ａ－１	犬山変電所（275キロボルトと77キロボルトを連系する設備），牛島町変電所（275キロボルトと77キロボルトを連系する設備，275キロボルトと33キロボルトを連系する設備），新信濃変電所，関開閉所，中信変電所（275キロボルトと77キロボルトを連系する設備），中濃変電所，東清水変電所，東山梨変電所（東京電力パワーグリッド株式会社の供給区域），北部変電所
Ａ－２	愛知変電所，安倍変電所（275キロボルトと77キロボルトを連系する設備），岐阜開閉所，岐北開閉所，新富山変電所（北陸電力送配電株式会社の供給区域），駿河変電所，高根第一水力開閉所，豊根開閉所，飛騨変換所，馬瀬川第一水力開閉所，南京都変電所（関西電力送配電株式会社の供給区域），名城変電所
Ａ－３	海部開閉所，犬山変電所（275キロボルトと154キロボルトを連系する設備），梅森開閉所，亀山変電所，北豊田変電所，静岡変電所，鈴鹿開閉所，駿遠変電所，西濃変電所，西部変電所，瀬戸変電所（瀬戸市），電源名古屋変電所，東栄変電所，東部変電所，南信変電所，西尾張変電所，西名古屋変電所（275キロボルトと154キロボルトを連系する設備），東豊田変電所，三重開閉所，南福光連系所
Ｂ－１	苅生変電所，安倍変電所（77キロボルトと6.6キロボルトを連系する設備），安西変電所，安東変電所，池下変電所，稲葉地変電所，庵原変電所，上地変電所，牛島町変電所（33キロボルトと6.6キロボルトを連系する設備），牛山変電所，内牧変電所，江尻変電所，大井町変電所，大須変電所，大手変電所，興津変電所，水主町変電所，春日井変電所，烏森変電所，金山変電所（33キロボルトと6.6キロボルトを連系する設備），観山変電所，菊井変電所，吉根変電所，桑名変電所，高蔵寺変電所，御器所変電所，児玉町変電所，小山変電所，栄変電所，笹島変電所，三の丸変電所，甚目寺変電所，城北変電所，白鳥変電所，新川変電所，砂田橋変電所，清田変電所，袖師変電所，台町変電所，千早変電所，中央町変電所，長者町変電所，築地変電所，伝馬町新田変電所，戸崎変電所，中村変電所，長良町変電所，西大谷変電所，錦橋変電所，西島変電所，西原変電所，西脇変電

Ｂ－１	所，布池変電所，能部変電所，萩野変電所，播磨変電所，東青島変電所，東新道変電所，久屋変電所，広小路変電所，枇杷島変電所，富士川変電所，二ツ橋変電所，本通変電所，松原町変電所，馬渕変電所，南大津変電所，南武平町変電所（33キロボルトと6.6キロボルトを連系する設備），三谷変電所，宮口変電所，六ツ美変電所，用宗変電所，諸輪変電所，焼津変電所，山口町変電所，六郷変電所，六句変電所，若草変電所，和合変電所
Ｂ－２	葵町変電所，暁変電所，赤堀変電所，浅草変電所，旭山変電所，東田変電所，厚見変電所，荒尾変電所，有松変電所，飯山変電所，池見変電所，猪高変電所，一社変電所，一本松変電所，出川変電所，糸貫変電所，稲永変電所，猪子石変電所，今市場変電所，今川変電所，岩倉変電所，印場変電所，上田変電所，扇沢変電所，大草変電所，大鹿変電所，大島変電所，太田変電所，大高変電所，大野木変電所，大浜変電所，大原変電所，大平変電所，大府変電所，大間見変電所，大脇変電所，岡町変電所，沖之島変電所，荻町変電所，小熊野変電所，尾崎変電所，長地変電所，小幡変電所，小柳津変電所，開明変電所，神屋変電所，笠寺変電所，笠松変電所，和会変電所，霞変電所，霞沢変電所，形原変電所，蟹江変電所，蟹甲変電所，加納変電所，加納栄変電所，蒲郡変電所，上境変電所，上末変電所，上諏訪変電所，上千田変電所，上山田変電所，鴨江変電所，鴨田変電所，神守変電所，軽井沢変電所，木曽駒変電所，北刈谷変電所，北崎変電所，北条変電所，北新田変電所，北町変電所，衣浦変電所，共和変電所，清洲変電所，日下部変電所，草薙変電所，楠町変電所，沓野変電所，黒石変電所，桑原変電所，外宮前変電所，康生変電所，神戸町変電所，鴻ノ巣変電所，国府宮変電所，五和変電所，小川変電所，小木変電所，虎渓変電所，古知野変電所，寿変電所，小牧変電所，駒場変電所（名古屋市），挙母変電所，紺屋田変電所，堺変電所，鷲山変電所，笹部変電所，篠目変電所，三郷変電所，山王変電所，塩江変電所，志賀高原変電所，師勝変電所，蜆塚変電所，地蔵山変電所，島田変電所，清水変電所，下青野変電所，下諏訪変電所，下地変電所，十一屋変電所，昌栄変電所，浄心変電所，上面変電所，白板変電所，白土変電所，城東変電所，新池変電所，新知変電所，新富変電所，振甫変電所，新本町変

Ｂ－２	電所，菅平変電所，須坂変電所，関変電所，関田変電所，蘇原変電所，空見変電所，大喜変電所，大東変電所，鯛取変電所，高丘変電所，高師変電所，高棚変電所，高橋変電所，高松変電所，宝町変電所，竹生変電所，谷川変電所，玉津浦変電所，玉ノ井変電所，垂坂変電所，丹陽変電所，千秋変電所，千種変電所，築港変電所，茅野変電所，中郷変電所，知立変電所，塚原変電所，月丘町変電所，津島変電所，桃花台変電所，陶原変電所，当知変電所，道徳変電所，常磐変電所，殿岡変電所，富田変電所，豊明変電所，豊科変電所，豊田変電所，豊橋変電所，豊山変電所，鳥居松変電所，鳥屋金変電所，那加変電所，仲沖変電所，中軽井沢変電所，中川変電所，中切町変電所，長久手変電所，中御所変電所，長住町変電所，中野変電所，長野変電所，夏秋変電所，七ツ寺変電所，七日町変電所，鳴子変電所，鳴海変電所，西浦変電所，西尾変電所，西小幡変電所，西崎変電所，西城北変電所，西築港変電所，西町変電所，西山変電所，日進変電所，野口変電所，野田変電所，羽衣変電所，八幡変電所，羽津変電所，八帖変電所，馬場変電所，浜松変電所，原島変電所，春日変電所，半田変電所，東上田水力変電所，東境変電所，東長野変電所，東丸之内変電所，東山変電所，菱野変電所，日長変電所，日吉変電所，平針変電所，広畑変電所，福住変電所，福豊変電所，藤山台変電所，扶桑変電所，古川変電所，古宿変電所，古庄変電所，文京変電所，壁田変電所，北竜湖変電所，星崎変電所，上枝変電所，細島変電所，堀田変電所，堀木変電所，母呂後変電所，本地変電所，本庄変電所，正地変電所，又丸変電所，松江変電所，松河戸変電所，松下変電所，大豆島変電所，瑞穂変電所，南刈谷変電所，南桜変電所，南柴田変電所，三保変電所，宮ノ上変電所，向山変電所，宗高変電所，牟呂変電所，名南変電所，毛受変電所，森本変電所，守山変電所，八熊変電所，八事変電所，岩作変電所，弥次ヱ変電所，屋代変電所，弥富変電所，柳町変電所，藪田変電所，矢部変電所，山中町変電所，横内変電所，横須賀変電所，横山水力変電所，依佐美変電所，吉田変電所，六条変電所，六番町変電所，鷲塚変電所，和村変電所

なお，系統設備効率化割引の対象変電所等および系統設備効率化割引単価については，原則として2028年４月１日に見直しを行なうものとし，当該見直し後は原則として５年ごとに見直しを行なうものといたします。

(2) 系統設備効率化割引の割引区分の適用

イ (1)の割引区分は，10（契約の成立および契約期間）(1)により系統連系受電契約が成立したときの連系変電所等により適用いたします。

なお，連系変電所等については，原則として2028年４月１日に見直しを行なうものとし，当該見直し後は原則として５年ごとに見直しを行なうものといたします。

ロ (1)に定める系統設備効率化割引の対象変電所等および系統設備効率化割引単価の見直しまでの間に利用する変電所等に変更があった場合であっても，(1)に定める系統設備効率化割引の対象変電所等および系統設備効率化割引単価の見直しまでの間に適用される割引区分は継続されるものといたします。

ハ (1)に定める系統設備効率化割引の対象変電所等および系統設備効率化割引単価の見直し後に発電量調整供給を開始した場合であっても，(1)の割引区分は，イにより適用するものといたします。ただし，適用される23（系統連系受電サービス）(3)ハ(ﾛ)の系統設備効率化割引単価は見直し後のものといたします。

ニ 2024年４月１日以降，受電地点を新たに設定する発電場所（発電設備等を新たに使用する場合に限ります。）または同一地点で発電設備等のすべての変更を行なう発電場所について，発電量調整供給の開始または変更以降，(1)に定める系統設備効率化割引の対象変電所等および系統設備効率化割引単価の見直しを行なった場合における見直し後に適用す

る割引区分は，その次の(1)に定める系統設備効率化割引の対象変電所等および系統設備効率化割引単価の見直しまでの間１回に限り，次のとおりといたします。ただし，適用される23（系統連系受電サービス）(3)ハ(ﾛ)の系統設備効率化割引単価は見直し後のものといたします。

見直し前の割引区分	見直し後の割引区分	適用される割引区分
Ａ－１	Ａ－１，Ａ－２，Ａ－３または割引対象外	Ａ－１
Ａ－２	Ａ－１	Ａ－１
	Ａ－２，Ａ－３または割引対象外	Ａ－２
Ａ－３	Ａ－１	Ａ－１
	Ａ－２	Ａ－２
	Ａ－３または割引対象外	Ａ－３
Ｂ－１	Ｂ－１，Ｂ－２または割引対象外	Ｂ－１
Ｂ－２	Ｂ－１	Ｂ－１
	Ｂ－２または割引対象外	Ｂ－２

３　契約電力および契約容量の算定方法

20（接続送電サービス）(2)イ(ﾛ)ｂもしくは(ﾊ)または21（臨時接続送電サービス）(2)イ(ｲ)ｂ(b)もしくは(ﾛ)ｂの場合の契約電力または契約容量は，次により算定いたします。ただし，契約電力を算定する場合は，力率（100パーセントといたします。）を乗じます。

(1) 供給電気方式および供給電圧が交流単相２線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相３線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトの場合

$$\text{契約主開閉器の定格電流（アンペア）} \times \text{電圧（ボルト）} \times \frac{1}{1,000}$$

なお，交流単相３線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトの場合の電圧は，200ボルトといたします。

(2) 供給電気方式および供給電圧が交流３相３線式標準電圧200ボルトの場合

$$\text{契約主開閉器の定格電流（アンペア）} \times \text{電圧（ボルト）} \times 1.732 \times \frac{1}{1,000}$$

４　負荷設備の入力換算容量

(1) 照明用電気機器

照明用電気機器の換算容量は，次のイ，ロ，ハおよびニによります。

イ　けい光灯

	換算容量	
	入力（ボルトアンペア）	入力（ワット）
高力率型	管灯の定格消費電力（ワット）×150パーセント	管灯の定格消費電力（ワット）×125パーセント
低力率型	管灯の定格消費電力（ワット）×200パーセント	

ロ　ネオン管灯

２次電圧（ボルト）	換　　算　　容　　量		
	入力（ボルトアンペア）		入力（ワット）
	高力率型	低力率型	
3,000	30	80	30
6,000	60	150	60
9,000	100	220	100
12,000	140	300	140
15,000	180	350	180

ハ　スリームラインランプ

管の長さ（ミリメートル）	換　　算　　容　　量	
	入力（ボルトアンペア）	入力（ワット）
999以下	40	40
1,149以下	60	60
1,556以下	70	70
1,759以下	80	80
2,368以下	100	100

ニ　水 銀 灯

出力（ワット）	換　算　容　量		
	入力（ボルトアンペア）		入力（ワット）
	高力率型	低力率型	
40以下	60	130	50
60以下	80	170	70
80以下	100	190	90
100以下	150	200	130
125以下	160	290	145
200以下	250	400	230
250以下	300	500	270
300以下	350	550	325
400以下	500	750	435
700以下	800	1,200	735
1,000以下	1,200	1,750	1,005

(2) 誘導電動機

イ　単相誘導電動機

(ｲ) 出力が馬力表示の単相誘導電動機の換算容量（入力〔キロワット〕）は，換算率100.0パーセントを乗じたものといたします。

(ﾛ) 出力がワット表示のものは，次のとおりといたします。

出力（ワット）	換　　算　　容　　量		
	入力（ボルトアンペア）		入力（ワット）
	高力率型	低力率型	
35以下	－	160	出力（ワット）×133.0パーセント
45以下	－	180	
65以下	－	230	
100以下	250	350	
200以下	400	550	
400以下	600	850	
550以下	900	1,200	
750以下	1,000	1,400	

ロ　３相誘導電動機

	換算容量（入力〔キロワット〕）
馬力表示のもの	出力（馬　　力）× 93.3パーセント
キロワット表示のもの	出力（キロワット）×125.0パーセント

(3) レントゲン装置

レントゲン装置の換算容量は，次によります。

なお，レントゲン装置が２以上の装置種別を兼ねる場合は，いずれか大きい換算容量といたします。

装置種別（携帯型および移動型を含みます。）	最高定格管電圧（キロボルトピーク）	管電流（短時間定格電流）（ミリアンペア）	換算容量（入力）（キロボルトアンペア）
治療用装置			定格１次最大入力（キロボルトアンペア）の値といたします。
診察用装置	95キロボルトピーク以下	20ミリアンペア以下	1
		20ミリアンペア超過　30ミリアンペア以下	1.5
		30ミリアンペア超過　50ミリアンペア以下	2
		50ミリアンペア超過　100ミリアンペア以下	3
		100ミリアンペア超過　200ミリアンペア以下	4
		200ミリアンペア超過　300ミリアンペア以下	5
		300ミリアンペア超過　500ミリアンペア以下	7.5
		500ミリアンペア超過 1,000ミリアンペア以下	10
	95キロボルトピーク超過100キロボルトピーク以下	200ミリアンペア以下	5
		200ミリアンペア超過　300ミリアンペア以下	6
		300ミリアンペア超過　500ミリアンペア以下	8
		500ミリアンペア超過 1,000ミリアンペア以下	13.5
	100キロボルトピーク超過125キロボルトピーク以下	500ミリアンペア以下	9.5
		500ミリアンペア超過 1,000ミリアンペア以下	16
	125キロボルトピーク超過150キロボルトピーク以下	500ミリアンペア以下	11
		500ミリアンペア超過 1,000ミリアンペア以下	19.5
蓄電器放電式診察用装置		コンデンサ容量0.75マイクロファラッド以下	1
		0.75マイクロファラッド超過 1.5 マイクロファラッド以下	2
		1.5 マイクロファラッド超過 3　マイクロファラッド以下	3

(4) 電気溶接機

電気溶接機の換算容量は，次の算式によって算定された値といたします。

イ　日本産業規格に適合した機器（コンデンサ内蔵型を除きます。）の場合

入力(キロワット)＝最大定格１次入力(キロボルトアンペア)×70パーセント

ロ　イ以外の場合

入力(キロワット)＝実測した１次入力(キロボルトアンペア)×70パーセント

(5) そ の 他

イ　(1)，(2)，(3)および(4)によることが不適当と認められる電気機器の換算容量（入力）は，実測した値を基準として契約者と当社との協議によって定めます。ただし，特別の事情がある場合は，定格消費電力を換算容量（入力）とすることがあります。

ロ　動力と一体をなし，かつ，動力を使用するために直接必要であって欠くことができない表示灯は，動力とあわせて１契約負荷設備として契約負荷設備の容量（入力）を算定いたします。

ハ　予備設備であることが明らかな電気機器については，契約負荷設備の容量の算定の対象といたしません。

５　平均力率の算定式

平均力率は，次の算式によって算定された値といたします。ただし，有効電力量の値が零となる場合の平均力率は，85パーセントといたします。

$$\text{平均力率（パーセント）} = \frac{\text{有効電力量}}{\sqrt{(\text{有効電力量})^2 + (\text{無効電力量})^2}} \times 100$$

なお，有効電力量および無効電力量の計量は，31（計量）の記録型計量器により行ないます。この場合の有効電力量および無効電力量の単位は，それぞれキロワット時，キロバール時とし，その端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。また，平均力率の算定において，

$\sqrt{(\text{有効電力量})^2+(\text{無効電力量})^2}$ の計算によってえた値については，小数点以下第１位で四捨五入することにより小数点以下の端数を処理するものといたします。

６　契約負荷設備の総容量の算定

(1) 差込口の数と電気機器の数が異なる場合は，次によって算定された値にもとづき，契約負荷設備の総容量を算定いたします。

イ　電気機器の数が差込口の数を上回る場合

差込口の数に応じた電気機器の総容量（入力）といたします。この場合，最大の入力の電気機器から順次対象といたします。

ロ　電気機器の数が差込口の数を下回る場合

電気機器の総容量（入力）に電気機器の数を上回る差込口の数に応じて次によって算定した値を加えたものといたします。

(ｲ) 住宅，アパート，寮，病院，学校および寺院

１差込口につき　50ボルトアンペア

(ﾛ) (ｲ)以外の場合

１差込口につき　100ボルトアンペア

(2) 契約負荷設備の容量を確認できない場合は，同一業種の１回路当たりの平均負荷設備容量にもとづき，契約負荷設備の総容量（入力）を算定いたします。

7　発電量調整受電計画電力量，接続対象計画電力量および需要抑制量調整受電計画電力量に関する取扱い

(1) 発電量調整受電計画電力量の取扱い

発電量調整受電計画電力量は，原則として，別表10（発電計画・調達計画・販売計画）に定める当日計画の通知の期限における発電計画といたします。

ただし，発電契約者が通知した販売計画または調達計画が不適当と認められる場合には，当該計画は次に定める値とみなします。

イ　発電契約者が通知した販売計画または調達計画のうち，卸電力取引所への販売分または卸電力取引所からの調達分が卸電力取引所における約定結果と一致しない場合

卸電力取引所における約定結果の値（卸電力取引市場における市場約定後において，電力広域的運営推進機関より約定結果の値の変更に係る通知を受けた場合は，通知を受けた変更後の値といたします。また，約定がない場合は零とみなします。）

ロ　発電契約者が通知した販売計画または調達計画のうち，イ以外の分が取引相手の対応する計画と一致しない場合

発電契約者の販売計画または調達計画と取引相手の対応する計画とのうちいずれか小さい値（取引相手の対応する計画がない場合は零とみなします。）

なお，当日計画の通知の期限において発電契約者が通知した発電計画と調達計画の合計値が販売計画と一致しない場合，販売計画から調達計画を差し引いた値を当日計画の通知の期限における発電計画とみなします（以下「みなし発電計画」といいます。）。

この場合の発電バランシンググループごとの発電計画は，30分ごとに次の算式によりえられた値とみなします。

$$\text{発電バランシンググループごとの発電計画} = \text{みなし発電計画の値} \times \frac{\text{当日計画の通知の期限における発電バランシンググループごとの発電計画の値}}{\text{当日計画の通知の期限における発電計画の値}}$$

(2) 接続対象計画電力量の取扱い

接続対象計画電力量は，原則として，別表９（需要計画・調達計画・販売計画）に定める当日計画の通知の期限における需要想定値といたします。

ただし，契約者が通知した調達計画または販売計画が不適当と認められる場合には，当該計画は次に定める値とみなします。

イ　契約者が通知した調達計画または販売計画のうち，卸電力取引所への販売分または卸電力取引所からの調達分が卸電力取引所における約定結果と一致しない場合

卸電力取引所における約定結果の値（卸電力取引市場における市場約定後において，電力広域的運営推進機関より約定結果の値の変更に係る通知を受けた場合は，通知を受けた変更後の値といたします。ま

た，約定がない場合は零とみなします。）

ロ　契約者が通知した調達計画または販売計画のうち，イ以外の分が取引相手の対応する計画と一致しない場合

契約者の調達計画または販売計画と取引相手の対応する計画とのうちいずれか小さい値（取引相手の対応する計画がない場合は零とみなします。）

なお，当日計画の通知の期限において契約者が通知した需要想定値と需要想定値に対する取引計画が一致しない場合，調達計画から販売計画を差し引いた値を当日計画の通知の期限における需要想定値とみなします。

(3) 需要抑制量調整受電計画電力量の取扱い

イ　需要抑制量調整受電計画電力量は，原則として，別表11（需要抑制計画・調達計画・販売計画・ベースライン）に定める当日計画の通知の期限における需要抑制計画といたします。

ただし，需要抑制契約者が通知した調達計画または販売計画が不適当と認められる場合には，当該計画は次に定める値とみなします。

(ｲ) 需要抑制契約者が通知した調達計画または販売計画のうち，卸電力取引所への販売分または卸電力取引所からの調達分が卸電力取引所における約定結果と一致しない場合

卸電力取引所における約定結果の値（卸電力取引市場における市場約定後において，電力広域的運営推進機関より約定結果の値の変

更に係る通知を受けた場合は，通知を受けた変更後の値といたします。また，約定がない場合は零とみなします。）

(ﾛ) 需要抑制契約者が通知した調達計画または販売計画のうち，(ｲ)以外の分が取引相手の対応する計画と一致しない場合

需要抑制契約者の調達計画または販売計画と取引相手の対応する計画とのうちいずれか小さい値（取引相手の対応する計画がない場合は零とみなします。）

ﾛ　需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量または需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量の算定上，次の(ｲ)または(ﾛ)に該当する場合は，次に定める値を需要抑制計画とみなします（以下「みなし需要抑制計画」といいます。）。この場合，みなし需要抑制計画が負となるときの32（電力および電力量の算定）(14)イ(ﾛ)および(ﾊ)の需要抑制量調整受電計画電力量は，当日計画の通知の期限における需要抑制計画といたします。

なお，需要抑制契約者が複数の需要抑制バランシンググループを設定される場合の需要抑制バランシンググループごとのみなし需要抑制計画は，30分ごとに次の算式によりえられた値といたします。

$$\text{需要抑制バランシンググループごとのみなし需要抑制計画} = \text{みなし需要抑制計画の値} \times \frac{\text{当日計画の通知の期限における需要抑制バランシンググループごとの需要抑制計画の値}}{\text{当日計画の通知の期限における需要抑制計画の合計値}}$$

(ｲ) 需要抑制契約者が通知した販売計画（イにより変更した場合は変更後の値といたします。）が調達計画（イにより変更した場合は変更後の値といたします。）を上回った場合

販売計画と調達計画の差を需要抑制計画の合計値に加えた値

(ﾛ) 需要抑制契約者が通知した販売計画（イにより変更した場合は変更後の値といたします。）が調達計画（イにより変更した場合は変更後の値といたします。）を下回った場合

販売計画と調達計画の差を需要抑制計画の合計値から減じた値

８　電力量の協定

電力量を協議によって定める場合の基準は，原則として次によります。

(1) 定額制供給の場合の接続供給電力量

イ　接続供給電力量の算定式

その１月の接続供給電力量は，接続送電サービスまたは臨時接続送電サービスに応じて次により算定いたします。ただし，34（料金の算定）(1)イ，ロ，ニまたはホの場合は，接続送電サービスまたは臨時接続送電サービスに応じて次により算定した値を当月の料金の算定期間の日数

で除し，協定の対象となる期間（以下「協定期間」といいます。）の日数を乗じた値といたします。

電灯定額接続送電サービス	電灯である契約負荷設備	10ワットまでの１灯につき	10ワット×ロに定める月別使用時間
		10ワットをこえ20ワットまでの１灯につき	20ワット×ロに定める月別使用時間
		20ワットをこえ40ワットまでの１灯につき	40ワット×ロに定める月別使用時間
		40ワットをこえ60ワットまでの１灯につき	60ワット×ロに定める月別使用時間
		60ワットをこえ100ワットまでの１灯につき	100ワット×ロに定める月別使用時間
		100ワットをこえる１灯につき100ワットまでごとに	100ワット×ロに定める月別使用時間
	小型機器である契約負荷設備１機器につき		20キロワット時
電灯臨時定額接続送電サービス			契約灯個数×40キロワット時
動力臨時定額接続送電サービス			契約電力×200時間

ロ　月別使用時間

月別使用時間は，計算月ごとに下表のとおりといたします。

計算月	1月	2月	3月	4月	5月	6月
月別使用時間	472	469	401	410	362	342
計算月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
月別使用時間	312	326	348	368	416	435

ただし，閏年となる場合における３月の月別使用時間は，上表にかかわらず，415時間といたします。

(2) 従量制供給の場合の接続供給電力量

イ　過去の接続供給電力量による場合

次のいずれかによって算定いたします。ただし，協定期間または過去の電力量が計量された料金の算定期間に契約電力，契約電流または契約容量の変更があった場合は，料金の計算上区分すべき期間の日数に契約電力，契約電流または契約容量を乗じた値の比率を勘案して算定いたします。

(ｲ) 前月または前年同月の接続供給電力量による場合

$$\frac{\text{前月または前年同月の接続供給電力量}}{\text{前月または前年同月の料金の算定期間の日数}} \times \text{協定期間の日数}$$

(ﾛ) 前３月間の接続供給電力量による場合

$$\frac{\text{前３月間の接続供給電力量}}{\text{前３月間の料金の算定期間の日数}} \times \text{協定期間の日数}$$

ロ　使用された負荷設備の容量と使用時間による場合

使用された負荷設備の容量（入力）にそれぞれの使用時間を乗じてえた値を合計した値といたします。

ハ　取替後の計量器によって計量された期間の日数が10日以上である場合で，取替後の計量器によって計量された接続供給電力量によるとき。

$$\frac{\text{取替後の計量器によって計量された接続供給電力量}}{\text{取替後の計量器によって計量された期間の日数}} \times \text{協定期間の日数}$$

ニ　参考のために取り付けた計量器の計量による場合

参考のために取り付けた計量器によって計量された接続供給電力量といたします。

なお，この場合の計量器の取付けは，66（計量器等の取付け）に準ずるものといたします。

ホ　公差をこえる誤差により修正する場合

$$\frac{\text{計量電力量}}{\text{100パーセント＋（±誤差率）}}$$

なお，公差をこえる誤差の発生時期が確認できない場合は，次の月以降の接続供給電力量を対象として協定いたします。

(ｲ) 契約者の申出により測定したときは，申出の日の属する月

(ﾛ) 当社が発見して測定したときは，発見の日の属する月

(3) (1)または(2)によって接続供給電力量を定める場合，協定期間の30分ごとの接続供給電力量は，協定期間の接続供給電力量を協定期間における30分ごとの接続供給電力量として均等に配分してえられる値といたします。ただし，(2)によって接続供給電力量を定める場合で，協定期間の接続供給電力量を計量器の時間帯区分ごとに定めるときは，協定期間における各時間帯区分ごとの接続供給電力量をそれぞれの時間帯区分の30分ごとの接続供給電力量として均等に配分してえられる値といたします。

(4) 発電量調整受電電力量の協定については，(2)および(3)に準ずるものといたします。

９　需要計画・調達計画・販売計画

需要計画・調達計画・販売計画の通知の期限および通知の内容は，次のとおりといたします。

<table>
<tr><td colspan="2">対象期間</td><td>年間計画
（第１年度，
第２年度）</td><td>月間計画
（翌月，
翌々月）</td><td>週間計画
（翌週，
翌々週）</td><td>翌々日計画</td><td>翌日計画</td><td>当日計画</td></tr>
<tr><td colspan="2">通知の期限</td><td>毎年10月31日</td><td>毎月１日</td><td>毎週水曜日
午前10時</td><td>毎日
午前10時</td><td>毎日午前12時</td><td>30分ごとの実需給の開始時刻の１時間前</td></tr>
<tr><td rowspan="3">通知の内容</td><td>需　要
想定値</td><td>各月の平日および休日の接続対象電力の最大値および最小値</td><td>各週の平日および休日の接続対象電力の最大値および最小値</td><td>電力広域的運営推進機関が指定する時刻の日ごとの接続対象電力</td><td colspan="3">30分ごとの接続対象電力量</td></tr>
<tr><td>需要想定値に対する調達計画・販売計画</td><td>各月の平日および休日の接続対象電力の最大値および最小値に対する発電契約者，契約者または需要抑制契約者ごとの調達分および販売分の計画値</td><td>各週の平日および休日の接続対象電力の最大値および最小値に対する発電契約者，契約者または需要抑制契約者ごとの調達分および販売分の計画値</td><td>電力広域的運営推進機関が指定する時刻の日ごとの接続対象電力に対する発電契約者，契約者または需要抑制契約者ごとの調達分および販売分の計画値</td><td colspan="3">30分ごとの接続対象電力量に対する発電契約者，契約者または需要抑制契約者ごとの調達分および販売分の計画値</td></tr>
<tr><td colspan="2">供給力未調達分の計画値
（自己等への電気の供給を行なう場合を除きます。）</td><td colspan="3">―</td></tr>
</table>

（注１）需要計画・調達計画・販売計画は，当社所定の様式により提出していただきます。
（注２）年度とは，４月１日から翌年の３月31日までの期間といたします。
（注３）当社が供給区域の詳細な需給状況を把握する必要がある場合は，より詳細な断面を提出していただく場合があります。
（注４）週間計画以前において，連系線の利用に係る調達計画および販売計画がある場合には，当該利用に係る調達分ごとの計画値および当該利用に係る販売分ごとの計画値を提出していただきます。

10　発電計画・調達計画・販売計画

発電計画・調達計画・販売計画の通知の期限および通知の内容は，次のとおりといたします。

<table>
<tr><td colspan="2">対象期間</td><td>年間計画
（第１年度，
第２年度）</td><td>月間計画
（翌月，
翌々月）</td><td>週間計画
（翌週，
翌々週）</td><td>翌々日計画</td><td>翌日計画</td><td>当日計画</td></tr>
<tr><td colspan="2">通知の期限</td><td>毎年10月31日</td><td>毎月１日</td><td>毎週水曜日
午前10時</td><td>毎日
午前10時</td><td>毎日午前12時</td><td>原則として30分ごとの実需給の開始時刻の１時間前</td></tr>
<tr><td rowspan="4">通知の内容</td><td>発電計画</td><td>各月の平日および休日の発電量調整受電電力の最大値および最小値</td><td>各週の平日および休日の発電量調整受電電力の最大値および最小値</td><td>電力広域的運営推進機関が指定する時刻の日ごとの発電量調整受電電力</td><td colspan="3">30分ごとの発電量調整受電電力量</td></tr>
<tr><td>調達計画・販売計画</td><td>各月の平日および休日の発電量調整受電電力の最大値および最小値に対する契約者，発電契約者または需要抑制契約者ごとの調達分および販売分の計画値</td><td>各週の平日および休日の発電量調整受電電力の最大値および最小値に対する契約者，発電契約者または需要抑制契約者ごとの調達分および販売分の計画値</td><td>電力広域的運営推進機関が指定する時刻の日ごとの発電量調整受電電力に対する契約者，発電契約者または需要抑制契約者ごとの調達分および販売分の計画値</td><td colspan="3">30分ごとの発電量調整受電電力量に対する契約者，発電契約者または需要抑制契約者ごとの調達分および販売分の計画値</td></tr>
<tr><td rowspan="2">発電設備等の停止計画</td><td colspan="2">作業の開始日時，作業の終了日時，停止内容，その他必要な項目</td><td>―</td><td colspan="3">―</td></tr>
<tr><td rowspan="2">―</td><td rowspan="2">―</td><td colspan="4">計画外作業</td></tr>
<tr><td colspan="4">計画作業の変更分</td></tr>
</table>

（注１）発電計画・調達計画・販売計画は，当社所定の様式により提出していただきます。
（注２）年度とは，４月１日から翌年の３月31日までの期間といたします。
（注３）当社が系統運用上必要な場合および料金の算定上必要な場合は，発電所別の発電計画もあわせて提出していただきます。
（注４）計画外作業および計画作業の変更分については，発生のつど，すみやかに提出していただきます。
（注５）当社が供給区域の詳細な需給状況を把握する必要がある場合は，より詳細な断面を提出していただく場合があります。
（注６）週間計画以前において，連系線の利用に係る調達計画および販売計画がある場合には，当該利用に係る調達分ごとの計画値および当該利用に係る販売分ごとの計画値を提出していただきます。

11　需要抑制計画・調達計画・販売計画・ベースライン

需要抑制計画・調達計画・販売計画・ベースラインの通知の期限および通知の内容は，次のとおりといたします。

<table>
<tr><td colspan="2">対象期間</td><td>年間計画
（第１年度，
第２年度）</td><td>月間計画
（翌月，
翌々月）</td><td>週間計画
（翌週，
翌々週）</td><td>翌々日計画</td><td>翌日計画</td><td>当日計画</td></tr>
<tr><td colspan="2">通知の期限</td><td>毎年10月31日</td><td>毎月１日</td><td>毎週水曜日
午前10時</td><td>毎日
午前10時</td><td>毎日午前12時</td><td>30分ごとの実需給の開始時刻の１時間前</td></tr>
<tr><td rowspan="3">通知の内容</td><td>需要抑制計画</td><td>各月の平日および休日の需要抑制量調整受電電力の最大値および最小値</td><td>各週の平日および休日の需要抑制量調整受電電力の最大値および最小値</td><td>電力広域的運営推進機関が指定する時刻の日ごとの需要抑制量調整受電電力</td><td colspan="3">30分ごとの需要抑制量調整受電電力量</td></tr>
<tr><td>調達計画・販売計画</td><td>各月の平日および休日の需要抑制量調整受電電力の最大値および最小値に対する契約者，発電契約者または需要抑制契約者ごとの調達分および販売分の計画値</td><td>各週の平日および休日の需要抑制量調整受電電力の最大値および最小値に対する契約者，発電契約者または需要抑制契約者ごとの調達分および販売分の計画値</td><td>電力広域的運営推進機関が指定する時刻の日ごとの需要抑制量調整受電電力に対する契約者，発電契約者または需要抑制契約者ごとの調達分および販売分の計画値</td><td colspan="3">30分ごとの需要抑制量調整受電電力量に対する契約者，発電契約者または需要抑制契約者ごとの調達分および販売分の計画値</td></tr>
<tr><td>ベースライン</td><td>―</td><td>―</td><td>―</td><td>―</td><td>―</td><td>30分ごとの値</td></tr>
</table>

（注１）需要抑制計画・調達計画・販売計画・ベースラインは，当社所定の様式により提出していただきます。

（注２）年度とは，４月１日から翌年の３月31日までの期間といたします。

（注３）当社が供給区域の詳細な需給状況を把握する必要がある場合は，より詳細な断面を提出していただく場合があります。

（注４）週間計画以前において，連系線の利用に係る調達計画および販売計画がある場合には，当該利用に係る調達分ごとの計画値および当該利用に係る販売分ごとの計画値を提出していただきます。

12　進相用コンデンサ取付容量基準

進相用コンデンサの容量は，次のとおりといたします。

(1) 誘導電動機

イ　個々にコンデンサを取り付ける場合

(ｲ) 単相誘導電動機

電動機定格出力（キロワット）			0.1	0.2	0.4	0.75
コンデンサ取付容量(ﾏｲｸﾛﾌｧﾗｯﾄﾞ)	使用電圧100ボルト	60ヘルツ	40	50	75	100
		50ヘルツ	50	75	75	100
	使用電圧200ボルト	60ヘルツ	20	20	30	40
		50ヘルツ	20	20	30	40

(ﾛ) ３相誘導電動機（使用電圧200ボルトの場合といたします。）

a　トップランナーモータの基準を満たす電動機

電動機定格出力	馬力		1/4	1/2	1	2	3	5	7.5	10	15	20	25	30	40	50
	キロワット		0.2	0.4	0.75	1.5	2.2	3.7	5.5	7.5	11	15	18.5	22	30	37
コンデンサ取付容量（マイクロﾌｧﾗｯﾄﾞ）	2極	60ヘルツ	－	－	20	30	40	50	75	100	150	150	200	250	300	400
		50ヘルツ	－	－	30	40	50	75	100	150	200	250	300	300	500	600
	4極	60ヘルツ	－	－	30	40	50	75	100	150	200	250	300	400	500	700
		50ヘルツ	－	－	40	75	100	150	200	250	300	400	500	800	900	1,200
	6極	60ヘルツ	－	－	30	50	75	100	150	200	300	300	400	400	500	750
		50ヘルツ	－	－	50	100	100	150	300	300	500	500	700	800	1,200	1,300

b　その他の電動機

電動機定格出力	馬力	1/4	1/2	1	2	3	5	7.5	10	15	20	25	30	40	50
	キロワット	0.2	0.4	0.75	1.5	2.2	3.7	5.5	7.5	11	15	18.5	22	30	37
コンデンサ取付容量（マイクロﾌｧﾗｯﾄﾞ）	60ヘルツ	10	15	20	30	40	50	75	100	150	200	250	300	400	500
	50ヘルツ	15	20	30	40	50	75	100	150	200	250	300	400	500	600

ロ　一括してコンデンサを取り付ける場合

やむをえない事情によって２以上の電動機に対して一括してコンデンサを取り付ける場合のコンデンサの容量は，各電動機の定格出力に対応するイに定めるコンデンサの容量の合計といたします。

(2) 電気溶接機（使用電圧200ボルトの場合といたします。）

イ　交流アーク溶接機

溶接機最大入力(ｷﾛﾎﾞﾙﾄｱﾝﾍﾟｱ)	3以上	5以上	7.5以上	10以上	15以上	20以上	25以上	30以上	35以上	40以上	45以上50未満
コンデンサ取付容量(ﾏｲｸﾛﾌｧﾗｯﾄﾞ)	100	150	200	250	300	400	500	600	700	800	900

ロ　交流抵抗溶接機

イの容量の50パーセントといたします。

(3) そ の 他

(1)および(2)によることが不適当と認められる電気機器については，機器の特性に応じて契約者と当社との協議によって定めます。

託 送 供 給 等 約 款 （別冊）

［系統連系技術要件・標準設計基準］

託 送 供 給 等 約 款（別冊）

［系統連系技術要件・標準設計基準］

目　　次

別冊１　系統連系技術要件（低圧） 1
別冊２　系統連系技術要件（高圧） 20
別冊３　系統連系技術要件（特別高圧） 48
別冊４　標準設計基準 85

別冊１　系統連系技術要件（低圧）

別　冊　１

系統連系技術要件（低圧）

Ⅰ　総　　則

１　目　　的

この系統連系技術要件（低圧）は，電力品質確保に係る系統連系技術要件ガイドラインその他のルール等を踏まえ，電気工作物を当社電力系統（以下「系統」といいます。）に連系するために必要となる技術要件を定めたものです。

２　適用の範囲

この要件は，発電者の発電設備および蓄電池（以下「発電設備等」といいます。）ならびに需要設備または需要者の需要設備を系統に連系する場合に適用いたします。既に系統に連系している発電設備等であっても，当該設備等のリプレース時やパワーコンディショナー等の装置切替時，または系統運用に支障をきたすおそれがある場合（リレー整定値等の設定変更必要時等）には，この要件を適用いたします。また，需要者が需要場所内において発電設備等を系統に連系する場合または契約者が事業場所内の発電設備等もしくは需要設備を系統に連系する場合についても，この要件を適用いたします。

３　協　　議

この要件は，系統連系に関する技術要件であり，実際の連系にあたっては，この要件に定めのない事項も含め，個別に協議させていただきます。

Ⅱ　発電設備等の系統連系技術要件

４　発電設備等の種類

逆潮流がある場合の発電設備等の連系は，逆変換装置を用いたものに限ります。ただし，逆変換装置を用いない発電設備等の連系でも，逆変換装置を用いた発電設備等と同等の単独運転検出および解列ができ，かつ，他の需要家へ影響を及ぼすおそれがない場合は，この限りではありません。

５　電 気 方 式

発電設備等の電気方式は，次の場合を除き，連系する系統の電気方式（交流単相２線式，単相３線式，三相３線式，三相４線式）と同一としていただきます。

(1) 最大使用電力に比べ発電設備等の容量が非常に小さく，相間の不平衡による影響が実態上問題とならない場合

(2) 単相３線式の系統に単相２線式200ボルトの発電設備等を連系する場合に，受電地点のしゃ断器を開放したとき等に負荷の不平衡により生じる過電圧に対して逆変換装置を停止する対策，または発電設備等を解列する対策を行なう場合

６　接 地 方 式

接地方式は，連系する系統に適合した方式としていただきます。

７　運転可能周波数・並列時許容周波数

発電設備等の連続運転可能周波数，運転可能周波数，周波数低下リレーの整定値および並列時許容周波数は，次のとおりとしていただきます。

(1) 60ヘルツの系統に連系する場合

イ　連続運転可能周波数

連続運転可能周波数は，58.2ヘルツを超え60.5ヘルツ以下とすること。

ロ　運転可能周波数

運転可能周波数は，57.0ヘルツ以上61.8ヘルツ以下とすること。

なお，周波数低下時の運転継続時間は，58.2ヘルツでは10分程度以上，57.6ヘルツでは１分程度以上とすること。ただし，逆変換装置を用いた発電設備等で事故時運転継続要件（FRT要件）非適用の設備については，この限りではありません。

ハ　周波数低下リレーの整定値

周波数低下リレーの整定値は，原則として，事故時運転継続要件（FRT要件）の適用を受ける発電設備等の検出レベルは57.0ヘルツ，それ以外は58.2ヘルツとし，検出時限は自動再閉路時間と協調が取れる範囲の最大値とすること。

ニ　並列時許容周波数

系統周波数を適正値に維持する必要があるため，並列時の周波数は並列時許容周波数以内とすること。

なお，並列時許容周波数は，標準周波数60ヘルツ+0.1ヘルツ以下（設定可能範囲：標準周波数60ヘルツ＋0.1～＋1.0ヘルツ）とすること。ただし，系統固有の事由等により個別に協議させていただく場合があります。

(2) 50ヘルツの系統に連系する場合

イ　連続運転可能周波数

連続運転可能周波数は，48.5ヘルツを超え50.5ヘルツ以下とすること。

ロ　運転可能周波数

運転可能周波数は，47.5ヘルツ以上51.5ヘルツ以下とすること。

なお，周波数低下時の運転継続時間は，48.5ヘルツでは10分程度以上，48.0ヘルツでは１分程度以上とすること。ただし，逆変換装置を用いた発電設備等で事故時運転継続要件（FRT要件）非適用の設備については，この限りではありません。

ハ　周波数低下リレーの整定値

周波数低下リレーの整定値は，原則として，事故時運転継続要件（FRT要件）の適用を受ける発電設備等の検出レベルは47.5ヘルツ，それ以外は48.5ヘルツとし，検出時限は自動再閉路時間と協調が取れる範囲の最大値とすること。

ニ　並列時許容周波数

系統周波数を適正値に維持する必要があるため，並列時の周波数は並列時許容周波数以内とすること。

なお，並列時許容周波数は，標準周波数50ヘルツ+0.1ヘルツ以下（設定可能範囲：標準周波数50ヘルツ＋0.1～＋1.0ヘルツ）とすること。ただし，系統固有の事由等により個別に協議させていただく場合があります。

８　保護協調と不要解列の防止

(1) 保護協調

発電設備等の故障または系統の故障時に，故障の除去，故障範囲の局限化，系統運用の安定および公衆保安の確保等を行なうために，次の考え方にもとづき保護協調を図っていただきます。

イ　発電設備等の異常および故障に対しては，確実に検出・除去し，連系する系統に故障を波及させないために，発電設備等を即時に解列すること。

ロ　連系する系統の故障に対しては，迅速かつ確実に，発電設備等が解列すること。

ハ　上位系統故障時等，連系する系統の電源が喪失した場合にも発電設備等が高速に解列し，一般需要家を含むいかなる部分系統においても単独運転が生じないこと。

ニ　連系する系統の故障時の再閉路時に，発電設備等が当該系統から確実に解列されていること。

ホ　連系する系統以外の故障時には，発電設備等は解列しないこと。

(2) 事故時運転継続

系統故障による広範囲の瞬時電圧低下や周波数変動等により，発電設備等の一斉解列や出力低下継続等が発生し，系統全体の電圧・周波数維持に大きな影響を与えることを防止するため，発電設備等の種別ごとに定められる次の事故時運転継続要件（以下「FRT要件」といいます。）を満たしていただきます。

発電設備等			電圧低下			周波数変動 （運転継続）
			残電圧20%以上 （運転継続）	残電圧20%未満 （運転継続またはｹﾞｰﾄﾌﾞﾛｯｸによる出力停止）	残電圧52%以上・位相変化41度以下 （運転継続）	60Hz系統 〔50Hz系統〕
単相	太陽光		・電圧低下継続時間1.0秒以下 ・電圧復帰後0.1秒以内に電圧低下前の出力の80%以上の出力まで復帰	・電圧低下継続時間1.0秒以下 ・電圧復帰後0.2秒以内に電圧低下前の出力の80%以上の出力まで復帰	・電圧低下継続時間1.0秒以下 ・電圧復帰後0.1秒以内に電圧低下前の出力の80%以上の出力まで復帰	・ｽﾃｯﾌﾟ状に+1.0Hz〔+0.8Hz〕，3ｻｲｸﾙ間継続 ・ﾗﾝﾌﾟ上の±2Hz/s (周波数上限)61.8Hz〔51.5Hz〕 (周波数下限)57.0Hz〔47.5Hz〕
	風力		・電圧低下継続時間1.0秒以下 ・電圧復帰後1.0秒以内に電圧低下前の出力の80%以上の出力まで復帰	・電圧低下継続時間1.0秒以下 ・電圧復帰後1.0秒以内に電圧低下前の出力の80%以上の出力まで復帰	・電圧低下継続時間1.0秒以下 ・電圧復帰後1.0秒以内に電圧低下前の出力の80%以上の出力まで復帰	・ｽﾃｯﾌﾟ状に+1.0Hz〔+0.8Hz〕，3ｻｲｸﾙ間継続 ・ﾗﾝﾌﾟ上の±2Hz/s (周波数上限)61.8Hz〔51.5Hz〕 (周波数下限)57.0Hz〔47.5Hz〕
	蓄電池		・電圧低下継続時間1.0秒以下 ・電圧復帰後0.1秒以内※2に電圧低下前の出力の80%以上の出力まで復帰	・電圧低下継続時間1.0秒以下 ・電圧復帰後1.0秒以内に電圧低下前の出力の80%以上の出力まで復帰	・電圧低下継続時間1.0秒以下 ・電圧復帰後0.1秒以内※2に電圧低下前の出力の80%以上の出力まで復帰	・ｽﾃｯﾌﾟ状に+1.0Hz〔+0.8Hz〕，3ｻｲｸﾙ間継続 ・ﾗﾝﾌﾟ上の±2Hz/s (周波数上限)61.8Hz〔51.5Hz〕 (周波数下限)57.0Hz〔47.5Hz〕
	燃料電池		・電圧低下継続時間0.3秒以下 ・電圧復帰後1.0秒以内に電圧低下前の出力の80%以上の出力まで復帰	・電圧低下継続時間0.3秒以下 ・電圧復帰後1.0秒以内に電圧低下前の出力の80%以上の出力まで復帰	・電圧低下継続時間0.3秒以下 ・電圧復帰後1.0秒以内に電圧低下前の出力の80%以上の出力まで復帰	・ｽﾃｯﾌﾟ状に+1.0Hz〔+0.8Hz〕，3ｻｲｸﾙ間継続 ・ﾗﾝﾌﾟ上の±2Hz/s (周波数上限)61.8Hz〔51.5Hz〕 (周波数下限)57.0Hz〔47.5Hz〕
	ガスエンジン	単機出力2kW未満 単機出力2kW以上10kW未満※1	・電圧低下継続時間0.3秒以下 ・電圧復帰後1.0秒以内に電圧低下前の出力の80%以上の出力まで復帰	・電圧低下継続時間0.3秒以下 ・電圧復帰後1.0秒以内に電圧低下前の出力の80%以上の出力まで復帰	・電圧低下継続時間0.3秒以下 ・電圧復帰後1.0秒以内に電圧低下前の出力の80%以上の出力まで復帰	・ｽﾃｯﾌﾟ状に+1.0Hz〔+0.8Hz〕，3ｻｲｸﾙ間継続 ・ﾗﾝﾌﾟ上の±2Hz/s (周波数上限)61.8Hz〔51.5Hz〕 (周波数下限)57.0Hz〔47.5Hz〕
	複数直流入力システム	太陽光+蓄電池	・電圧低下継続時間1.0秒以下 ・電圧復帰後0.1秒以内※2※3に電圧低下前の出力の80%以上の出力まで復帰	・電圧低下継続時間1.0秒以下 ・電圧復帰後1.0秒以内に電圧低下前の出力の80%以上の出力まで復帰	・電圧低下継続時間1.0秒以下 ・電圧復帰後0.1秒以内※2※3に電圧低下前の出力の80%以上の出力まで復帰	・ｽﾃｯﾌﾟ状に+1.0Hz〔+0.8Hz〕，3ｻｲｸﾙ間継続 ・ﾗﾝﾌﾟ上の±2Hz/s (周波数上限)61.8Hz〔51.5Hz〕 (周波数下限)57.0Hz〔47.5Hz〕
		燃料電池+蓄電池 ｶﾞｽｴﾝｼﾞﾝ+蓄電池	・電圧低下継続時間0.3秒以下 ・電圧復帰後1.0秒以内に電圧低下前の出力の80%以上の出力まで復帰	・電圧低下継続時間0.3秒以下 ・電圧復帰後1.0秒以内に電圧低下前の出力の80%以上の出力まで復帰	・電圧低下継続時間0.3秒以下 ・電圧復帰後1.0秒以内に電圧低下前の出力の80%以上の出力まで復帰	・ｽﾃｯﾌﾟ状に+1.0Hz〔+0.8Hz〕，3ｻｲｸﾙ間継続 ・ﾗﾝﾌﾟ上の±2Hz/s (周波数上限)61.8Hz〔51.5Hz〕 (周波数下限)57.0Hz〔47.5Hz〕

発電設備等		電圧低下			周波数変動 （運転継続）
		残電圧20%以上 （運転継続）	残電圧20%未満 （運転継続または ｹﾞｰﾄﾌﾞﾛｯｸによる 出力停止）	残電圧52%以上・ 位相変化41度以下 （運転継続）	60Hz系統 〔50Hz系統〕
三相	太陽光 蓄電池 燃料電池 ｶﾞｽｴﾝｼﾞﾝ	高圧三相に準ずる	高圧三相に準ずる	高圧三相に準ずる	高圧三相に準ずる
	風力	・電圧低下継続時間 0.3秒以下 ・電圧復帰後1.0秒以内に電圧低下前の出力の80%以上の出力まで復帰	・電圧低下継続時間 0.3秒以下 ・電圧復帰後1.0秒以内に電圧低下前の出力の80%以上の出力まで復帰	・電圧低下継続時間 0.3秒以下 ・電圧復帰後1.0秒以内に電圧低下前の出力の80%以上の出力まで復帰	・ｽﾃｯﾌﾟ状に+1.0Hz〔+0.8Hz〕， 3ｻｲｸﾙ間継続 ・ﾗﾝﾌﾟ上の±2Hz/s (周波数上限)61.8Hz〔51.5Hz〕 (周波数下限)57.0Hz〔47.5Hz〕

※1 発電機能を備えたガスエンジン（空調を主目的としたもの）を除く。

※2 RPRが設置される場合は出力電力特性とRPRの協調を図るため，0.4秒以内の復帰としてもよい。

※3 負荷追従制御（構内の負荷電力に応じて出力制御）状態にて復帰動作する場合は，出力復帰中の過渡的な逆潮流による蓄電池動作の停止を防止するため，0.4秒以内としてもよい。

FRT要件のイメージ（太陽光発電設備を例に記載）

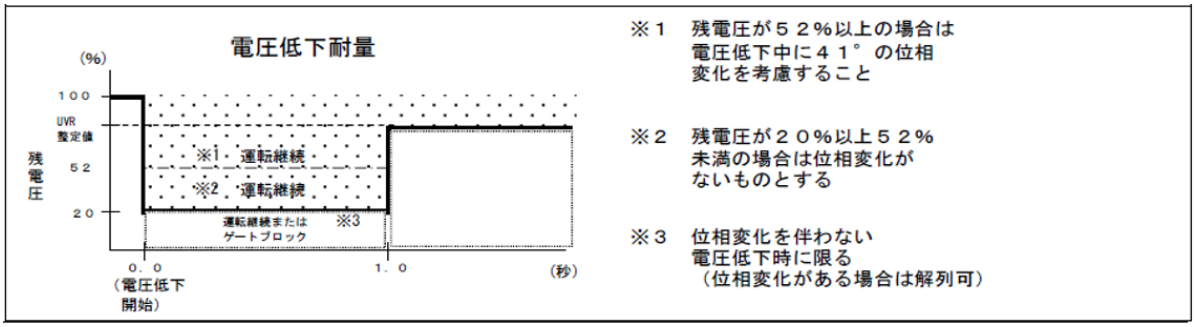

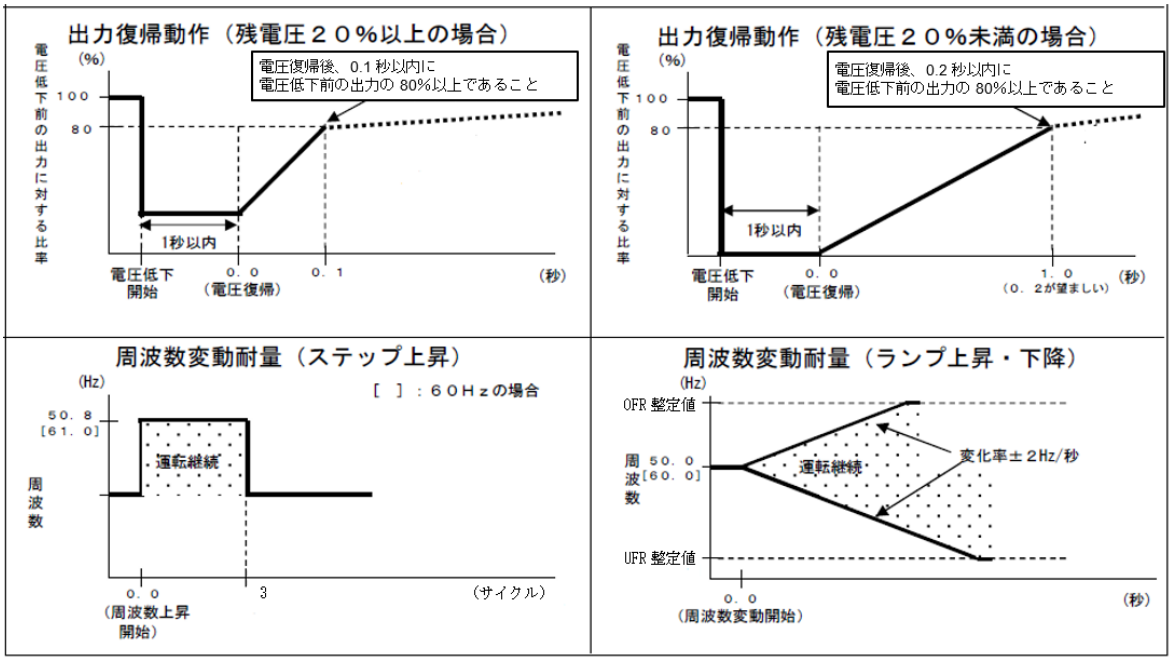

９　保護装置の設置

(1) 発電設備等故障対策

発電設備等故障時の系統保護のため，次に示す保護リレーを設置していただきます。ただし，発電設備等自体の保護装置により，検出できる場合は省略できることといたします。

イ　発電設備等の発電電圧が異常に上昇した場合に，これを検出し時限をもって解列するための過電圧リレーを設置すること。

ロ　発電設備等の発電電圧が異常に低下した場合に，これを検出し時限をもって解列するための不足電圧リレーを設置すること。

(2) 系統側短絡故障対策

連系する系統における短絡故障時の保護のため，次に示す保護リレーを設置していただきます。

イ　同期発電機の場合は，連系する系統における短絡故障を検出し，発電

設備を解列するための短絡方向リレーを設置すること。ただし，発電設備の故障対策用不足電圧リレーまたは過電流リレーにより，連系する系統の短絡故障が検出できる場合は，これで代用できるものといたします。

ロ　誘導発電機，二次励磁制御巻線形誘導発電機または逆変換装置を用いた発電設備等の場合は，連系する系統の短絡故障時に発電設備等の電圧低下を検出し，発電設備等を解列するための不足電圧リレーを設置すること。

(3) 高低圧混触事故対策

連系する系統の高低圧混触事故を検出し，発電設備等を解列するための受動的方式等の単独運転検出機能を有する装置等を設置していただきます。

(4) 逆潮流がある場合の単独運転防止対策

系統への逆潮流がある場合，単独運転防止のため，発電設備等故障対策用の過電圧リレーおよび不足電圧リレーに加えて，周波数上昇リレーおよび周波数低下リレーを設置するとともに，次のすべての条件を満たす受動的方式と能動的方式を組み合わせた単独運転検出機能を有する装置を設置していただきます。

なお，単独運転検出機能の整定値は系統連系規程によるものといたします。

イ　連系する系統のインピーダンスや負荷状況等を考慮し，確実に単独運転を検出できること。

ロ　頻繁な不要解列を生じさせないこと。

ハ　能動信号は，系統への影響が実態上問題とならないこと。

(5) 逆潮流がない場合の単独運転防止対策

系統への逆潮流がない場合，単独運転防止のため，逆電力リレーおよび周波数低下リレーに加えて，逆充電検出機能または逆変換装置を用いた連系の場合の受動的方式と能動的方式を組み合わせた単独運転検出機能を有する装置を設置していただきます。

なお，逆変換装置を用いた発電設備等の連系において，その出力容量が契約電力に比べて極めて小さく，受動的方式と能動的方式を組み合わせた単独運転検出機能を有する装置により高速に単独運転を検出し，発電設備等が停止または解列する場合は，逆電力リレーを省略できるものといたします。また，単独運転検出機能の整定値は系統連系規程によるものといたします。

10 保護リレーの設置場所

保護リレーは，受電地点または故障の検出が可能な場所に設置していただきます。

11 保護リレーの設置相数

保護リレーの設置相数は，次のとおりとしていただきます。

(1) 過電圧リレーは，単相２線式においては１相，単相３線式および三相３線式においては２相に設置すること。

なお，単相３線式では中性線と両電圧線間とすること。

(2) 不足電圧リレーおよび短絡方向リレーは，単相２線式においては１相，単相３線式においては２相，三相３線式については３相に設置すること。

なお，単相３線式では中性線と両電圧線間とすること。

(3) 周波数上昇リレー，周波数低下リレーおよび逆電力リレーは，１相に設置すること。

(4) 逆充電検出の場合は，次のとおりといたします。

イ　不足電力リレーは，単相２線式においては１相，単相３線式においては２相，三相３線式については３相に設置すること。

なお，単相３線式では中性線と両電圧線間，三相３線式では単相負荷がなければ三相電力の合計とすることができるものといたします。

ロ　不足電圧リレーは，単相２線式においては１相，単相３線式および三相３線式においては２相に設置すること。

なお，単相３線式では中性線と両電圧線間とすること。

12　解 列 箇 所

保護装置が動作した場合の解列箇所は，原則として，系統から発電設備等を解列できる次のいずれかの箇所としていただきます。

なお，当社から解列箇所を指定させていただく場合があります。

(1) 機械的な開閉箇所２箇所

(2) 機械的な開閉箇所１箇所と逆変換装置のゲートブロック

(3) 発電設備等連絡用しゃ断器

13　過電流引き外し素子を有するしゃ断器の設置

単相３線式の系統に連系する場合であって，負荷の不平衡と発電設備等の逆潮流により中性線に負荷線以上の過電流が生ずるおそれがあるときは，発電設備等および負荷設備の並列点よりも系統側に，３極に過電流引き外し素子を有するしゃ断器を設置していただきます。

14　力　　率

発電者の受電地点における力率は，連系する系統の電圧を適切に維持するため，原則として系統側からみて遅れ力率85パーセント以上とするとともに，進み力率とならないようにしていただきます。

なお，電圧上昇を防止する上でやむを得ない場合には，受電地点の力率を系統側からみて遅れ力率80パーセントまで制御できるものといたします。

15 電 圧 変 動

(1) 常時電圧変動対策

連系する系統における低圧需要家の電圧を適正値（標準電圧100ボルトで供給する場所については101ボルトの上下６ボルトを超えない値，標準電圧200ボルトで供給する場所については202ボルトの上下20ボルトを超えない値といたします。）以内に維持する必要があります。

なお，電圧規制点は構内負荷機器への影響を考慮し，原則として受電点といたします。ただし，系統側の電圧が電圧上限値に近い場合，発電設備等からの逆潮流の制限により発電電力量が低下する場合は，当該発電設備等設置者以外の低圧需要家への供給電圧が適正値を逸脱するおそれがないことを条件として，電圧規制点を引込柱といたします。発電設備等の逆潮流により低圧需要家の電圧が適正値を逸脱するおそれがある場合は，進相無効電力制御機能または出力制御機能により自動的に電圧を調整する対策を行なっていただきます。これにより対応できない場合は，配電線増強等の対策が必要となります。

また，発電設備等のパワーコンディショナーは逆潮流による電圧上昇を抑制する対策として，次に示す対策を行なっていただきます。

イ　発電設備等のパワーコンディショナーに，適正電圧範囲内で常に一定の力率（80～100パーセント〔１パーセント刻み〕）で進相運転を行なう機能（力率一定制御）を有するものを用いること。

ロ　太陽光発電設備（複数直流入力の発電設備を含みます。）については，現時点における標準的な力率95パーセントに設定すること。ただ

し，連系点の潮流が順潮流状態のときは，力率を100パーセントに制御可能といたします。

なお，高圧配電線等の系統状況により個別に力率値を指定する場合には，力率値を変更すること。

(2) 瞬時電圧変動対策

発電設備等の並解列時の瞬時電圧変動は常時電圧の10パーセント以内とし，次に示す対策を行なっていただきます。

イ　自励式の逆変換装置を用いた発電設備等の場合は，自動的に同期する機能を有するものを用いること。

ロ　他励式の逆変換装置を用いた発電設備等の場合で，並列時の瞬時電圧低下により系統の電圧が常時電圧から10パーセントを超えて逸脱するおそれがあるときには，限流リアクトル等を設置すること。

ハ　同期発電機の場合は，制動巻線付きのもの（制動巻線を有しているものと同等以上の乱調防止効果を有する制動巻線付きでない同期発電機を含む。）とするとともに自動同期検定装置を設置すること。

ニ　二次励磁制御巻線形誘導発電機の場合は，自動同期検定機能を有するものを用いること。

ホ　誘導発電機の場合で，並列時の瞬時電圧低下により系統の電圧が常時電圧から10パーセントを超えて逸脱するおそれがあるときは，限流リアクトル等を設置すること。

なお，これにより対応できない場合には，同期発電機を用いる等の対策を行なうこと。

ヘ　発電設備等の出力変動や頻繁な並解列等が問題となる場合は，出力変動の抑制や並解列の頻度を低減する対策を行なうこと。

(3) 電圧フリッカ対策

発電設備等を設置する場合で，発電設備等の頻繁な並解列や出力変動，単独運転検出機能（能動的方式）による電圧フリッカにより適正値（受電点における電圧フリッカレベル〔ΔＶ10〕が0.45ボルト以下〔当該設備のみの場合は，0.23ボルト以下〕であることといたします。）を逸脱するおそれがあるときは，次に示す電圧フリッカ対策等を行なっていただきます。

イ　風力発電設備等の頻繁な並解列により電圧フリッカが適正値を逸脱するおそれがある場合は，静止型無効電力補償装置（以下「SVC」といいます。）の設置やサイリスタ等によるソフトスタート機能を有する装置の設置，配電線の太線化等による系統インピーダンスの低減等の対策を行なうこと。ただし，これにより対応できない場合には，配電線の増強等の実施または専用線による連系といたします。

ロ　風力発電設備等の出力変動により電圧フリッカが適正値を逸脱するおそれがある場合は，SVC等の設置や配電線の太線化等による系統インピーダンスの低減等の対策を行なうこと。ただし，これにより対応できない場合には，配電線の増強等の実施または専用線による連系といたします。

ハ　単独運転検出機能（能動的方式）による電圧フリッカにより適正値を逸脱するおそれがある場合（新型能動的方式を具備する場合等）は，発生する電圧フリッカの電圧変動周期にかかわらず無効電力発振の予兆を検出して無効電力の注入を一時的に停止する機能を有する装置の設置等の対策を行なうこと。

また，単独運転検出機能（能動的方式）による電圧フリッカにより，

系統運用に支障が発生した場合または発生するおそれがある場合には，発電設備等設置者は，当社と協議のうえ，単独運転検出に影響のない範囲で，周波数フィードバックゲインや無効電力の注入量の上下限値の変更等により，配電線に注入する無効電力の注入量を低減する等の対策を講じること。

なお，ソフトウェア改修不可等で対応できない場合については，機器取替や対応時期等を含めて個別協議といたします。

16 高 調 波

逆変換装置（二次励磁制御巻線形誘導発電機の系統側変換装置を含みます。）を用いた発電設備等を連系する場合は，逆変換装置本体（フィルターを含みます。）の高調波流出電流を総合電流歪率５パーセント以下かつ各次電流歪率３パーセント以下としていただきます。

17 短 絡 容 量

発電設備等の連系により系統の短絡容量が他者のしゃ断器のしゃ断容量等を上回るおそれがある場合は，短絡電流を制限する装置（限流リアクトル等）を設置していただきます。

18 直流流出防止変圧器の設置

逆変換装置を用いて発電設備等を連系する場合は，逆変換装置から直流が系統へ流出することを防止するために，受電地点と逆変換装置との間に変圧器（単巻変圧器を除きます。）を設置していただきます。

なお，設置する変圧器は直流流出防止専用である必要はなく，次のすべての条件を満たす場合は，変圧器の設置を省略することができます。

(1) 逆変換装置の交流出力側で直流を検出し，交流出力を停止する機能を有すること。

(2) 逆変換装置の直流回路が非接地であること，または逆変換装置に高周波変圧器を用いていること。

19 需給バランス制約による発電設備等の出力の抑制

(1) 逆潮流のある発電設備等のうち，太陽光発電設備，風力発電設備および蓄電池には，当社の求めに応じて，当社からの遠隔制御により０パーセントから100パーセントの範囲（１パーセント単位といたします。）で発電・放電出力（自家消費分を除くことも可能といたします。）の抑制ができる機能を有する逆変換装置やその他必要な設備を設置する等の対策を実施していただきます。

なお，ウィンドファームとしての運用がない風力発電所やウィンドファームコントローラがない風力発電所については，技術的制約を踏まえ個別に協議させていただきます。

(2) 逆潮流のある火力発電設備およびバイオマス発電設備（ただし，再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則に定める地域資源バイオマス発電設備であって，燃料貯蔵や技術に由来する制約等により出力の抑制が困難なものを除きます。）は，発電出力を技術的に合理的な範囲で最大限抑制し，発電端の定格出力に対する最低出力について，火力発電設備（化石燃料を混焼するバイオマス発電設備を含みます。）については多くとも30パーセント以下，バイオマス発電設備については多くとも50パーセント以下に抑制するために必要な機能を具備していただきます。

なお，停止による対応も可能といたします。また，自家消費を主な目的とした発電設備等については，個別の事情を踏まえ対策の内容を協議させていただきます。実証設備の実証期間中の扱いについては，技術的制約を

踏まえ個別に協議させていただき，実証期間終了後は，再協議させていただきます。

20　送電容量制約による発電設備等の出力の抑制

逆潮流のある発電設備等のうち出力が10キロワット以上の設備には，当社の求めに応じて，当社からの遠隔制御により，送電容量制約による出力の抑制ができる機能を有する装置やその他必要な装置を設置する等の対策を実施していただきます。

21　発電機運転制御装置の付加

周波数調整のための出力低下防止機能は，次のとおりとしていただきます。

なお，周波数変動に鋭敏な負荷設備や，構内設備（発電用所内電源を除きます。）への電源供給維持のため，自立運転に移行する必要がある自家用発電設備等については，対策内容を協議させていただきます。

(1) 60ヘルツの系統に連系する場合

火力発電設備およびコージェネレーションシステム（ガスタービン・ガスエンジンを採用したコージェネレーションシステムを除きます。）は，周波数58.8ヘルツまでは発電機出力を低下しない，周波数58.8ヘルツ以下については，1.2ヘルツ低下するごとに５パーセント以内の出力低下に抑える，または，一度出力低下しても回復する機能もしくは装置を具備すること。

(2) 50ヘルツの系統に連系する場合

火力発電設備およびコージェネレーションシステム（ガスタービン・ガスエンジンを採用したコージェネレーションシステムを除きます。）は，周波数49.0ヘルツまでは発電機出力を低下しない，周波数49.0ヘルツ以下

については，1.0ヘルツ低下するごとに５パーセント以内の出力低下に抑える，または，一度出力低下しても回復する機能もしくは装置を具備すること。

22　サイバーセキュリティ対策

自家用電気工作物（発電事業の用に供するものおよび小規模事業用電気工作物を除きます。）に係る遠隔監視システムおよび制御システムは，自家用電気工作物に係るサイバーセキュリティの確保に関するガイドラインに準拠した対策を講じていただきます。

上記以外の発電設備等については，サイバー攻撃による発電設備等の異常動作を防止し，または発電設備等がサイバー攻撃を受けた場合にすみやかな異常の除去，影響範囲の局限化等を行なうために次のとおり，適切なサイバーセキュリティ対策を講じていただきます。

(1) 外部ネットワークや他ネットワークを通じた発電設備等の制御に係るシステムへの影響を最小化するための対策を講ずること。

(2) 発電設備等の制御に係るシステムには，マルウェアの侵入防止対策を講ずること。

(3) 発電者と当社との間で迅速かつ的確な情報連絡を行ない，すみやかに必要な措置を講ずる必要があるため，発電設備等に関し，セキュリティ管理責任者を設置するとともに，氏名および一般加入電話番号，または携帯電話番号を通知すること。

23　発電機諸元

当社の求めに応じて，次の諸元を提出していただきます。（第３者認証機関発行の認証証明書による提供も可能といたします。）

なお，必要に応じて，記載されていない諸元等，最新の諸元等を提供して

いただくことがあります。

電源種	設備	諸元
共通	発電プラント	定格（定格容量，定格出力，台数，定格電圧）
		力率（定格，運転可能範囲）
		単線結線図，系統並解列箇所
	構内設備	高調波発生機器と高調波対策資料
		電圧フリッカの発生源と対策設備資料
	保護装置	設置要素
		設置場所
		設置相数
		解列箇所
		整定範囲
		整定値
		シーケンスブロック
逆変換装置	発電プラント制御装置	メーカ，型式
		単独運転検出方式，整定値
		逆変換装置の容量
		FRT要件の適用有無
風力	発電プラント 制御装置	蓄電池，ウィンドファームコントローラ有無
蓄電池	発電プラント	蓄電容量

24 そ の 他

連系する系統によっては，保護リレーの整定値を当社から指定することがあります。

別冊２　系統連系技術要件（高圧）

別　冊　２

系統連系技術要件（高圧）

Ⅰ　総　　則

１　目　　的

この系統連系技術要件（高圧）は，電力品質確保に係る系統連系技術要件ガイドラインその他のルール等を踏まえ，電気工作物を当社電力系統（以下「系統」といいます。）に連系するために必要となる技術要件を定めたものです。

２　適用の範囲

この要件は，発電者の発電設備および蓄電池（以下「発電設備等」といいます。）ならびに需要設備または需要者の需要設備を系統に連系する場合に適用いたします。既に系統に連系している発電設備等であっても，当該設備等のリプレース時やパワーコンディショナー等の装置切替時，または系統運用に支障をきたすおそれがある場合（リレー整定値等の設定変更必要時等）には，この要件を適用いたします。また，需要者が需要場所内において発電設備等を系統に連系する場合または契約者が事業場所内の発電設備等もしくは需要設備を系統に連系する場合についても，この要件を適用いたします。

３　協　　議

この要件は，系統連系に関する技術要件であり，実際の連系にあたっては，この要件に定めのない事項も含め，個別に協議させていただきます。

Ⅱ　発電設備等の系統連系技術要件

４　電 気 方 式

発電設備等の電気方式は，最大使用電力に比べ発電設備等の容量が非常に小さく，相間の不平衡による影響が実態上問題とならない場合を除き，連系する系統の電気方式（交流三相３線式）と同一としていただきます。

５　接 地 方 式

接地方式は，連系する系統に適合した方式としていただきます。

６　運転可能周波数・並列時許容周波数

発電設備等の連続運転可能周波数，運転可能周波数，周波数低下リレーの整定値および並列時許容周波数は，次のとおりとしていただきます。

(1) 60ヘルツの系統に連系する場合

イ　連続運転可能周波数

連続運転可能周波数は，58.2ヘルツを超え60.5ヘルツ以下とすること。

ロ　運転可能周波数

運転可能周波数は，57.0ヘルツ以上61.8ヘルツ以下とすること。

なお，周波数低下時の運転継続時間は，58.2ヘルツでは10分程度以上，57.6ヘルツでは１分程度以上とすること。ただし，逆変換装置を用いた発電設備等で事故時運転継続要件（FRT要件）非適用の設備については，この限りではありません。

ハ　周波数低下リレーの整定値

周波数低下リレーの整定値は，原則として，事故時運転継続要件

（FRT要件）の適用を受ける発電設備等の検出レベルは57.0ヘルツ，それ以外は58.2ヘルツとし，検出時限は自動再閉路時間と協調が取れる範囲の最大値とすること。

ニ　並列時許容周波数

系統周波数を適正値に維持する必要があるため，並列時の周波数は並列時許容周波数以内とすること。

なお，並列時許容周波数は，標準周波数60ヘルツ+0.1ヘルツ以下（設定可能範囲：標準周波数60ヘルツ＋0.1～＋1.0ヘルツ）とすること。ただし，系統固有の事由等により個別に協議させていただく場合があります。

(2) 50ヘルツの系統に連系する場合

イ　連続運転可能周波数

連続運転可能周波数は，48.5ヘルツを超え50.5ヘルツ以下とすること。

ロ　運転可能周波数

運転可能周波数は，47.5ヘルツ以上51.5ヘルツ以下とすること。

なお，周波数低下時の運転継続時間は，48.5ヘルツでは10分程度以上，48.0ヘルツでは１分程度以上とすること。ただし，逆変換装置を用いた発電設備等で事故時運転継続要件（FRT要件）非適用の設備については，この限りではありません。

ハ　周波数低下リレーの整定値

周波数低下リレーの整定値は，原則として，事故時運転継続要件（FRT要件）の適用を受ける発電設備等の検出レベルは47.5ヘルツ，それ以外は48.5ヘルツとし，検出時限は自動再閉路時間と協調が取れる範

囲の最大値とすること。

ニ　並列時許容周波数

系統周波数を適正値に維持する必要があるため，並列時許容周波数は，標準周波数50ヘルツ+0.1ヘルツ以下（設定可能範囲：標準周波数50ヘルツ＋0.1～＋1.0ヘルツ）とすること。ただし，系統固有の事由等により個別に協議させていただく場合があります。

7　保護協調と不要解列の防止

(1) 保護協調

発電設備等の故障または系統の故障時に，故障の除去，故障範囲の局限化，系統運用の安定および公衆保安の確保等を行なうために，次の考え方にもとづき保護協調を図っていただきます。

なお，構内設備の故障に対しては，「Ⅲ　需要設備の系統連系技術要件」に準じた対策を実施していただきます。

イ　発電設備等の異常および故障に対しては，確実に検出・除去し，連系する系統へ波及させないために，発電設備等を即時に解列すること。

ロ　連系する系統の故障に対しては，迅速かつ確実に，発電設備等が解列すること。

ハ　上位系統故障時等，連系する系統の電源が喪失した場合にも，発電設備等が高速に解列し，一般需要家を含むいかなる部分系統においても単独運転が生じないこと。

ニ　連系する系統の故障時の再閉路時に，発電設備等が連系する系統から確実に解列していること。

ホ　連系する系統以外の故障時には，発電設備等が解列しないこと。

(2) 事故時運転継続

系統故障による広範囲の瞬時電圧低下や周波数変動等により，発電設備等の一斉解列や出力低下継続等が発生し，系統全体の電圧・周波数維持に大きな影響を与えることを防止するため，発電設備等の種別ごとに定められる次の事故時運転継続要件（以下「FRT要件」といいます。）を満たしていただきます。

<table>
<tr><td colspan="2" rowspan="3">発電設備等</td><td colspan="3">電圧低下</td><td rowspan="2">周波数変動
（運転継続）</td></tr>
<tr><td colspan="2">三相短絡を想定</td><td>二相短絡を想定</td></tr>
<tr><td>残電圧20%以上
（運転継続）</td><td>残電圧20%未満
（運転継続または
ｹﾞｰﾄﾌﾞﾛｯｸによる出力停止）</td><td>残電圧52%以上・
位相変化41度以下
（運転継続）</td><td>60Hz系統
〔50Hz系統〕</td></tr>
<tr><td rowspan="5">単相</td><td>太陽光</td><td rowspan="5">低圧単相に
準ずる</td><td rowspan="5">低圧単相に
準ずる</td><td rowspan="5">低圧単相に
準ずる</td><td rowspan="5">低圧単相に準ずる</td></tr>
<tr><td>風力</td></tr>
<tr><td>蓄電池</td></tr>
<tr><td>燃料電池</td></tr>
<tr><td>ガスエンジン</td></tr>
<tr><td rowspan="5">三相</td><td>太陽光</td><td>・電圧低下継続時間0.3秒以下
・電圧復帰後0.1秒以内に電圧低下前の出力の80%以上の出力まで復帰</td><td>・電圧低下継続時間0.3秒以下
・電圧復帰後0.2秒以内に電圧低下前の出力の80%以上の出力まで復帰</td><td>・電圧低下継続時間0.3秒以下
・電圧復帰後0.1秒以内に電圧低下前の出力の80%以上の出力まで復帰</td><td>・ｽﾃｯﾌﾟ状に+1.0Hz
〔+0.8Hz〕,3ｻｲｸﾙ間継続
・ﾗﾝﾌﾟ上の±2Hz/s
(周波数上限)61.8Hz〔51.5Hz〕
(周波数下限)57.0Hz〔47.5Hz〕</td></tr>
<tr><td>風力</td><td colspan="3">残電圧0%・継続時間0.15秒と残電圧90%・継続時間1.5秒を結ぶ直線以上の残電圧がある電圧低下に対しては運転を継続し,電圧復帰後1.0秒以内に電圧低下前の出力の80%以上の出力まで復帰</td><td>・ｽﾃｯﾌﾟ状に+1.0Hz
〔+0.8Hz〕,3ｻｲｸﾙ間継続
・ﾗﾝﾌﾟ上の±2Hz/s
(周波数上限)61.8Hz〔51.5Hz〕
(周波数下限)57.0Hz〔47.5Hz〕</td></tr>
<tr><td>蓄電池</td><td>・電圧低下継続時間0.3秒以下
・電圧復帰後0.1秒以内※2に電圧低下前の出力の80%以上の出力まで復帰</td><td>・電圧低下継続時間0.3秒以下
・電圧復帰後1.0秒以内に電圧低下前の出力の80%以上の出力まで復帰</td><td>・電圧低下継続時間0.3秒以下
・電圧復帰後0.1秒以内※2に電圧低下前の出力の80%以上の出力まで復帰</td><td>・ｽﾃｯﾌﾟ状に+1.0Hz
〔+0.8Hz〕,3ｻｲｸﾙ間継続
・ﾗﾝﾌﾟ上の±2Hz/s
(周波数上限)61.8Hz〔51.5Hz〕
(周波数下限)57.0Hz〔47.5Hz〕</td></tr>
<tr><td>燃料電池※1</td><td>・電圧低下継続時間0.3秒以下
・電圧復帰後1.0秒以内に電圧低下前の出力の80%以上の出力まで復帰</td><td>・電圧低下継続時間0.3秒以下
・電圧復帰後1.0秒以内に電圧低下前の出力の80%以上の出力まで復帰</td><td>・電圧低下継続時間0.3秒以下
・電圧復帰後1.0秒以内に電圧低下前の出力の80%以上の出力まで復帰</td><td>・ｽﾃｯﾌﾟ状に+1.0Hz
〔+0.8Hz〕,3ｻｲｸﾙ間継続
・ﾗﾝﾌﾟ上の±2Hz/s
(周波数上限)61.8Hz〔51.5Hz〕
(周波数下限)57.0Hz〔47.5Hz〕</td></tr>
<tr><td>ガスエンジン
（単機出力
35kW以下）</td><td>・電圧低下継続時間0.3秒以下
・電圧復帰後1.0秒以内に電圧低下前の出力の80%以上の出力まで復帰</td><td>・電圧低下継続時間0.3秒以下
・電圧復帰後1.0秒以内に電圧低下前の出力の80%以上の出力まで復帰</td><td>・電圧低下継続時間0.3秒以下
・電圧復帰後1.0秒以内に電圧低下前の出力の80%以上の出力まで復帰</td><td>・ｽﾃｯﾌﾟ状に+1.0Hz
〔+0.8Hz〕,3ｻｲｸﾙ間継続
・ﾗﾝﾌﾟ上の±2Hz/s
(周波数上限)61.8Hz〔51.5Hz〕
(周波数下限)57.0Hz〔47.5Hz〕</td></tr>
</table>

※1 燃料電池にマイクロガスタービンを組み合わせた発電設備は除く。

※2 RPRが設置される場合は出力電力特性とRPRの協調を図るため，0.4秒以内の復帰としてもよい。

FRT要件のイメージ（太陽光発電設備を例に記載）

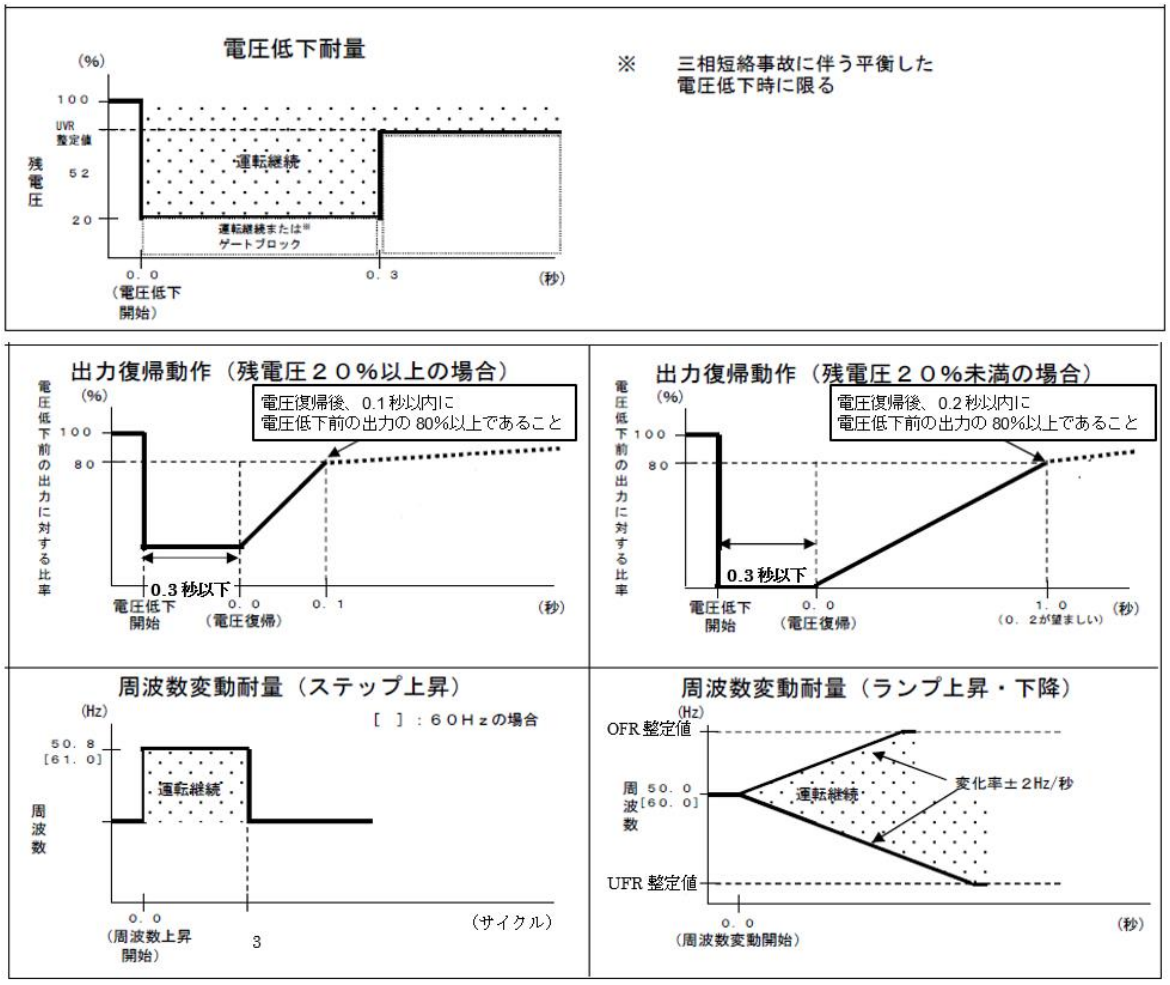

８　保護装置の設置

(1) 発電設備等故障対策

発電設備等故障時の系統保護のため，次に示す保護リレーを設置していただきます。ただし，発電設備等自体の保護装置により，検出できる場合

は省略できるものといたします。

イ　発電設備等の発電電圧が異常に上昇した場合に，これを検出し時限をもって解列するための過電圧リレーを設置すること。

ロ　発電設備等の発電電圧が異常に低下した場合に，これを検出し時限をもって解列するための不足電圧リレーを設置すること。

(2) 系統側短絡故障対策

連系する系統における短絡故障時の保護のため，次に示す保護リレーを設置していただきます。

イ　同期発電機の場合は，連系する系統における短絡故障を検出し，発電設備を解列するための短絡方向リレーを設置すること。

ロ　誘導発電機，二次励磁制御巻線形誘導発電機または逆変換装置を用いた発電設備等の場合は，連系する系統の短絡故障時に発電設備等の電圧低下を検出し，発電設備等を解列するための不足電圧リレーを設置すること。

(3) 系統側地絡故障対策

連系する系統における地絡故障時の保護のため，地絡過電圧リレーを設置していただきます。ただし，次のいずれかを満たす場合は，地絡過電圧リレーを省略できるものといたします。

なお，系統に連系した後に，発電者構内の負荷状況の変更や系統の変更などの状況変化により，次のいずれも満たさなくなった場合は，地絡過電圧リレーを設置していただくことがあります。

イ　発電設備等の引出口にある地絡過電圧リレーにより系統側地絡故障が検出できる場合

ロ　逆変換装置を用いた発電設備等が構内低圧線に連系する場合であっ

て，その出力容量が受電電力の容量に比べて極めて小さいとき。

ハ　逆変換装置を用いた発電設備等が構内低圧線に連系する場合であって，その出力容量が10キロワット以下のとき。

(4) 逆潮流がある場合の単独運転防止対策

系統への逆潮流がある場合，単独運転防止のため，発電設備等故障対策用の過電圧リレーおよび不足電圧リレーに加えて，周波数上昇リレーおよび周波数低下リレーを設置するとともに，転送しゃ断装置または次のすべての条件を満たす単独運転検出機能（能動的方式１方式以上を含みます。）を有する装置を設置していただきます。ただし，変電所に至る専用供給設備に当該設備のみが連系する場合は，周波数上昇リレーを省略することができるものといたします。

なお，単独運転検出機能の整定値は系統連系規程によるものといたします。

イ　連系する系統のインピーダンスや負荷状況等を考慮し，確実に単独運転を検出できること。

ロ　頻繁な不要解列を生じさせないこと。

ハ　能動信号は，系統への影響が実態上問題とならないこと。

(5) 逆潮流がない場合の単独運転防止対策

系統への逆潮流がない場合，単独運転防止のため，逆電力リレーおよび周波数低下リレーを設置していただきます。ただし，変電所に至る専用供給設備に当該設備のみが連系する場合で，逆電力リレーまたは不足電力リレーにより単独運転を高速に検出できる場合は，周波数低下リレーを省略できるものとします。

なお，構内低圧線に連系する発電設備等において，その出力容量が受電

電力の容量に比べて極めて小さく，単独運転検出機能（受動的方式および能動的方式のそれぞれ１方式以上を含みます。）を有する装置により高速に単独運転を検出し，発電設備等が停止または解列する場合は，逆電力リレーを省略できるものといたします。また，単独運転検出機能の整定値は，系統連系規程によるものといたします。

９　保護リレーの設置場所

保護リレーは，受電地点または故障の検出が可能な場所に設置していただきます。

10　保護リレーの設置相数

保護リレーの設置相数は，次のとおりとしていただきます。

(1) 地絡過電圧リレーは，零相回路に設置すること。

(2) 過電圧リレー，周波数低下リレー，周波数上昇リレーおよび逆電力リレーは，１相設置とすること。

(3) 短絡方向リレーは，３相設置とすること。ただし，連系する系統と協調を図ることができる場合は，２相設置とすることができるものといたします。

(4) 不足電圧リレーは，３相設置とすること。ただし，短絡方向リレーと協調を図ることができる場合は，１相設置とすることができるものといたします。

(5) 不足電力リレーは，２相設置とすること。

11　解 列 箇 所

保護装置が動作した場合の解列箇所は，原則として，系統から発電設備等を解列できる次のいずれかの箇所としていただきます。また，解列にあたっては，発電設備等を電路から機械的に切り離すことができ，かつ，電気的に

も完全な絶縁状態を保持しなければならないため，原則として，半導体のみで構成された電子スイッチをしゃ断装置として適用することはできません。

なお，当社から解列箇所を指定させていただく場合があります。

(1) 受電用しゃ断器

(2) 発電設備等出力端しゃ断器またはこれと同等の機能を有する装置

(3) 発電設備等連絡用しゃ断器

(4) 母線連絡用しゃ断器

12 自動負荷制限

発電設備等の脱落時等に連系する配電線や配電用変圧器等が過負荷になるおそれがある場合は，当該発電設備等が設置される場所の負荷を自動的に制限する対策を行なっていただきます。

13 線路無電圧確認装置の設置

発電設備等を連系する系統の再閉路時の事故防止のため，当該系統の配電用変電所の配電線引出口に線路無電圧確認装置を設置いたします。ただし，次のいずれかを満たす場合は，線路無電圧確認装置を省略できるものといたします。

(1) 変電所に至る専用供給設備に当該設備のみが連系する場合であって，連系する系統の自動再閉路を必要としないとき。

(2) 転送しゃ断装置および単独運転検出機能（能動的方式に限る。）を有する装置を設置し，かつ，それぞれが別のしゃ断器により発電設備等を解列できる場合

(3) ２方式以上の単独運転検出機能（能動的方式１方式以上を含むものに限る。）を有する装置を設置し，かつ，それぞれが別のしゃ断器により発電設備等を解列できる場合

(4) 単独運転検出機能（能動的方式に限る。）を有する装置および整定値が発電設備等の運転中における配電線の最低負荷より小さい逆電力リレーを設置し，かつ，それぞれが別のしゃ断器により発電設備等を解列できる場合

(5) 逆潮流がない場合であり，かつ，系統との連系に係る保護リレー，計器用変流器，計器用変圧器，しゃ断器および制御用電源配線が２系列化されており，これらが互いにバックアップ可能となっているとき。ただし，２系列目の上記装置については，次のうちいずれか１方式以上を用いて簡素化を図ることができるものといたします。

イ　保護リレーの２系列目は，不足電力リレーのみとすることができるものといたします。

ロ　計器用変流器は，不足電力リレーを計器用変流器の末端に配置した場合，１系列目と２系列目を兼用できるものといたします。

ハ　計器用変圧器は，不足電圧リレーを計器用変圧器の末端に配置した場合，１系列目と２系列目を兼用できるものといたします。

14　逆潮流の制限

配電用変電所のバンクにおいて逆潮流が発生すると，電力品質面および保護協調面で問題が生じるおそれがあることから，原則として逆潮流が生じないよう発電者で発電・放電出力を抑制していただきます。ただし，配電用変電所に保護装置を設置する等により，電力品質面および保護協調面で問題が生じないよう対策を行なう場合はこの限りではありません。

15　力　　率

発電者の受電地点における力率は，連系する系統の電圧を適切に維持するため，原則として系統側からみて遅れ力率85パーセント以上とするととも

に，進み力率とならないようにしていただきます。

なお，電圧上昇を防止する上でやむを得ない場合には，受電地点の力率を系統側からみて遅れ力率80パーセントまで制御できるものといたします。

16 電 圧 変 動

(1) 常時電圧変動対策

連系する系統における低圧需要家の電圧を適正値（標準電圧100ボルトで供給する場所については101ボルトの上下６ボルトを超えない値，標準電圧200ボルトで供給する場所については202ボルトの上下20ボルトを超えない値）以内に維持する必要があるため，発電設備等の解列による電圧低下や逆潮流による系統の電圧上昇等により適正値を逸脱するおそれがある場合は，次に示す電圧変動対策を行なっていただきます。ただし，これにより対応できない場合には，配電線新設による負荷分割等の配電線増強や変電所に至る専用供給設備への連系を行なう等の対策を行ないます。

イ　発電設備等の解列等により低圧需要家の電圧が適正値を逸脱するおそれがある場合には，自動的に負荷を制限すること。または，適正な電圧が維持できる範囲まで自動的に負荷を制限する自動負荷遮断装置を設置すること。

ロ　発電設備等の逆潮流により低圧需要家の電圧が適正値を逸脱するおそれがある場合には，自動的に電圧を調整すること。また，受電点および発電端の力率は，協議により決定することとするが，高圧配電線等の系統状況により個別に力率値を指定する場合には，力率値を変更すること。

なお，自動電圧調整の手段としては，逆潮流電力の大きさや発電設備等の形式により，次の４方式等から選択いただきます。

(ｲ) 発電設備等を一定の遅相で運転して，一定値以上の逆潮流が発生するとき，進相用コンデンサ（一般には開放）で受電点の力率を所定力率に調整すること。

(ﾛ) 発電設備等を一定の進相で運転して，一定値以上の逆潮流が発生するとき，進相用コンデンサで受電点の力率を所定力率に調整すること。

(ﾊ) 一定値以上の逆潮流が発生するときに，進相用コンデンサの値を一定値まで減じ，かつ発電設備等の無効電力出力を制御して受電点の力率を所定力率に調整すること。ただし，発電設備等の無効電力出力が限界値となる場合には，有効電力を減ずることで電圧上昇の抑制をするとともに受電点の力率を所定力率に調整すること。

(ﾆ) パワーコンディショナーの力率一定制御（80パーセントから100パーセント〔１パーセント刻み〕で進相または遅相運転を行なう機能）または静止型無効電力補償装置（以下「SVC」といいます。）の制御などにより，受電点の力率を所定力率に調整すること。

(2) 瞬時電圧変動対策

発電設備等の並解列時の瞬時電圧変動は常時電圧の10パーセント以内とし，次に示す対策を行なっていただきます。

イ　同期発電機の場合は，制動巻線付きのもの（制動巻線を有しているものと同等以上の乱調防止効果を有する制動巻線付きでない同期発電機を含む。）とするとともに，自動同期検定装置を設置すること。

ロ　誘導発電機の場合で，並列時の瞬時電圧低下により系統電圧が常時電圧から10パーセントを超えて逸脱するおそれがある場合は，限流リアクトル等を設置すること。ただし，これにより対応できない場合には，同

期発電機を用いる等の対策を行なうこと。

ハ　二次励磁制御巻線形誘導発電機の場合は，自動的に同期する機能を有するものを用いること。

ニ　自励式の逆変換装置を用いた発電設備等の場合は，自動的に同期する機能を有するものを用いること。

ホ　他励式の逆変換装置を用いた発電設備等の場合で，並列時の瞬時電圧低下により系統の電圧が常時電圧から10パーセントを超えて逸脱するおそれがあるときは，限流リアクトル等を設置すること。

ヘ　発電設備等の出力変動や頻繁な並解列が問題となる場合は，出力変動の抑制や並解列の頻度を低減する対策を行なうこと。

ト　連系用変圧器加圧時の励磁突入電流による瞬時電圧低下により，系統の電圧が常時電圧から10パーセントを超えて逸脱するおそれがあるときは，その抑制対策を実施すること。

(3) 電圧フリッカ対策

発電設備等を設置する場合で，発電設備等の頻繁な並解列や出力変動，単独運転検出機能（能動的方式）による電圧フリッカにより適正値（受電点における電圧フリッカレベル〔ΔＶ10〕が0.45ボルト以下〔当該設備のみの場合は，0.23ボルト以下〕であることといたします。）を逸脱するおそれがあるときは，次に示す電圧フリッカ対策等を行なっていただきます。

イ　風力発電設備等の頻繁な並解列により電圧フリッカが適正値を逸脱するおそれがある場合は，SVCの設置やサイリスタ等によるソフトスタート機能を有する装置の設置，配電線の太線化等による系統インピーダンスの低減等の対策を行なうこと。ただし，これにより対応できない場合

には，配電線の増強等の実施または専用線による連系といたします。

ロ　風力発電設備等の出力変動により電圧フリッカが適正値を逸脱するおそれがある場合は，SVC等の設置や配電線の太線化等による系統インピーダンスの低減等の対策を行なうこと。ただし，これにより対応できない場合には，配電線の増強等の実施または専用線による連系といたします。

ハ　単独運転検出機能（能動的方式）による電圧フリッカにより適正値を逸脱するおそれがある場合は，系統や当該発電設備等設置者以外の者への悪影響がない範囲の能動信号の変動量や正帰還ゲインの大きさとすること。ただし，連系当初は許容できる範囲の能動信号であっても，将来の系統状況の変化や発電設備等の連系量増加等によって，配電線に注入する無効電力の注入量が過剰となり，連系当初は発振しない発電設備等も含め無効電力が発振し電圧フリッカが発生することがあるため，能動信号の変動量や正帰還ゲインの大きさを変更できる機構としておくこと。

また，単独運転検出機能（能動的方式）による電圧フリッカにより，系統運用に支障が発生した場合または発生するおそれがある場合には，発電設備等設置者は当社と協議のうえ，単独運転検出に影響のない範囲で，能動信号の変動量や正帰還ゲインの大きさの変更等により，配電線に注入する無効電力の注入量を低減する等の対策を講じること。

なお，ソフトウェア改修不可等で対応できない場合については，機器取替や対応時期等を含めて個別協議といたします。

17　高　調　波

逆変換装置（二次励磁制御巻線形誘導発電機の系統側変換装置を含みま

す。）を用いた発電設備等を設置する場合は，逆変換装置本体（フィルターを含みます。）の高調波流出電流を総合電流歪率５パーセント以下かつ各次電流歪率３パーセント以下としていただきます。また，その他の高調波発生機器を用いた電気設備を設置する場合には，「Ⅲ　需要設備の系統連系技術要件」に準じた対策を実施していただきます。

18　短 絡 容 量

発電設備等の連系により系統の短絡容量が他者のしゃ断器のしゃ断容量等を上回るおそれがある場合は，短絡電流を制限する装置（限流リアクトル等）を設置していただきます。

19　発電機定数・諸元

発電機並列時の短絡電流抑制対策等の面から，発電機定数を当社から指定させていただく場合があります。また，当社の求めに応じて，次の諸元を提出していただきます。（第３者認証機関発行の認証証明書による提供も可能といたします。）

なお，必要に応じて，記載されていない諸元等，最新の諸元等を提供していただくことがあります。

電源種	設備	諸元
共通	発電プラント	定格（定格容量，定格出力，台数，定格電圧）
		最低出力
		所内負荷（定格，最低）
		力率（定格，運転可能範囲）
		運転可能周波数の範囲
		単線結線図，系統並解列箇所
	構内設備	自家消費電力の最大値，最小値
		総合負荷力率
		高調波発生機器と高調波対策資料
		電圧フリッカの発生源と対策設備資料
	受電用変圧器，連系用変圧器	定格（定格容量，定格電圧）
		インピーダンス（変圧器定格容量ベース）
		制御方式，整定値
	調相設備	定格（容量，台数）
	しゃ断器	定格（しゃ断電流，しゃ断時間）
		自動同期検定装置の有無
	保護装置	設置要素
		設置場所
		設置相数
		解列箇所
		整定範囲
		整定値
		CT比，VT比
		シーケンスブロック
誘導機	発電プラント	拘束リアクタンス
		限流リアクトル容量
同期機	発電プラント	各種内部リアクタンス
		各種短絡時定数・開路時定数
		慣性定数（発電機＋タービン）
		制動巻線の有無
	制御装置	ガバナ系ブロック（調定率，GF幅，CV，ICVモデルを含む）
		励磁系ブロック（AVR，PSS）
		FRT要件の適用有無

電源種	設備	諸元
逆変換装置	発電プラント制御装置	メーカ，型式
		単独運転検出方式，整定値
		逆変換装置の容量
		通電電流制限値
		FRT要件の適用有無
風力	発電プラント 制御装置	発電機の出力特性
		出力変動対策の方法
		蓄電池，ウィンドファームコントローラの有無
蓄電池	発電プラント	蓄電容量
二次励磁機	発電プラント	拘束リアクタンス

20　昇圧用変圧器

短絡電流抑制対策や発電機並列時の電圧低下対策等の面から，昇圧用変圧器のインピーダンス等を当社から指定させていただく場合があります。

また，電圧タップ値等を指定させていただく場合があります。

21　直流流出防止変圧器の設置

逆変換装置を用いて発電設備等を連系する場合は，逆変換装置から直流が系統へ流出することを防止するために，受電地点と逆変換装置との間に変圧器（単巻変圧器を除きます。）を設置していただきます。

なお，設置する変圧器は直流流出防止専用である必要はなく，次のすべての条件を満たす場合は，変圧器の設置を省略することができます。

(1) 逆変換装置の交流出力側で直流を検出し，交流出力を停止する機能を有すること。

(2) 逆変換装置の直流回路が非接地であること，または逆変換装置に高周波変圧器を用いていること。

22　需給バランス制約による発電設備等の出力の抑制

(1) 逆潮流のある発電設備等のうち，太陽光発電設備，風力発電設備および蓄電池には，当社の求めに応じて，当社からの遠隔制御により０パーセントから100パーセントの範囲（１パーセント単位といたします。）で発電・放電出力（自家消費分を除くことも可能といたします。）の抑制ができる機能を有する逆変換装置やその他必要な設備を設置する等の対策を実施していただきます。

なお，ウィンドファームとしての運用がない風力発電所やウィンドファームコントローラがない風力発電所については，技術的制約を踏まえ個別に協議させていただきます。

(2) 逆潮流のある火力発電設備およびバイオマス発電設備（ただし，再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則に定める地域資源バイオマス発電設備であって，燃料貯蔵や技術に由来する制約等により出力の抑制が困難なものを除きます。）は，発電出力を技術的に合理的な範囲で最大限抑制し，発電端の定格出力に対する最低出力について，火力発電設備（化石燃料を混焼するバイオマス発電設備を含みます。）については多くとも30パーセント以下，バイオマス発電設備については多くとも50パーセント以下に抑制するために必要な機能を具備していただきます。

なお，停止による対応も可能といたします。また，自家消費を主な目的とした発電設備等については，個別の事情を踏まえ対策の内容を協議させていただきます。実証設備の実証期間中の扱いについては，技術的制約を踏まえ個別に協議させていただき，実証期間終了後は，再協議させていただきます。

23　送電容量制約による発電設備等の出力の抑制

逆潮流のある発電設備等には，当社の求めに応じて，当社からの遠隔制御により，送電容量制約による出力の抑制ができる機能を有する装置やその他必要な装置を設置する等の対策を実施していただきます。

24　発電機運転制御装置の付加

周波数調整のための出力低下防止機能は，次のとおりとしていただきます。

なお，周波数変動に鋭敏な負荷設備や，構内設備（発電用所内電源を除きます。）への電源供給維持のため，自立運転に移行する必要がある自家用発電設備等については，対策内容を協議させていただきます。

(1) 60ヘルツの系統に連系する場合

火力発電設備およびコージェネレーション（ガスタービン・ガスエンジンを採用したコージェネレーションを除きます。）は，周波数58.8ヘルツまでは発電機出力を低下しない，周波数58.8ヘルツ以下については，1.2ヘルツ低下するごとに５パーセント以内の出力低下に抑える，または，一度出力低下しても回復する機能もしくは装置を具備すること。

(2) 50ヘルツの系統に連系する場合

火力発電設備およびコージェネレーション（ガスタービン・ガスエンジンを採用したコージェネレーションを除きます。）は，周波数49.0ヘルツまでは発電機出力を低下しない，周波数49.0ヘルツ以下については，1.0ヘルツ低下するごとに５パーセント以内の出力低下に抑える，または，一度出力低下しても回復する機能もしくは装置を具備すること。

25　連 絡 体 制

発電者の構内故障および系統側の故障等により，連系用しゃ断器が動作し

た場合等（サイバー攻撃により設備異常が発生し，または発生するおそれがある場合を含みます。）には，当社と発電者との間で迅速かつ的確な情報連絡を行ない，すみやかに必要な措置を講ずる必要があります。このため，発電者の技術員駐在箇所等と当社の配電設備を管理する事業場等との間には，保安通信用電話設備を設置していただきます。ただし，保安通信用電話設備は次のいずれかを用いることができます。

(1) 専用保安通信用電話設備

(2) 電気通信事業者の専用回線電話

(3) 次の条件をすべて満たす場合においては，一般加入電話または携帯電話

イ　発電者側の交換機を介さず直接技術員との通話が可能な方式（交換機を介する代表番号方式ではなく，直接技術員駐在箇所へつながる単番方式）とし，発電設備等の保守監視場所に常時設置されていること。

ロ　話中の場合に割込みが可能な方式（キャッチホン等）であること。

ハ　停電時においても通話可能なものであること。

ニ　災害時等において当社と連絡が取れない場合には，当社との連絡が取れるまでの間，発電設備等の解列または運転を停止すること。また，保安規程上明記されていること。

26　情 報 提 供

系統運用上必要なテレメータ情報等を提供していただくことがあります。

27　サイバーセキュリティ対策

事業用電気工作物（発電事業の用に供するものに限ります。）は，電気事業法にもとづき，電力制御システムセキュリティガイドラインに準拠した対策を講じていただきます。

自家用電気工作物（発電事業の用に供するものおよび小規模事業用電気工

作物を除きます。）に係る遠隔監視システムおよび制御システムは，自家用電気工作物に係るサイバーセキュリティの確保に関するガイドラインに準拠した対策を講じていただきます。

上記以外の発電設備等については，サイバー攻撃による発電設備等の異常動作を防止し，または発電設備等がサイバー攻撃を受けた場合にすみやかな異常の除去，影響範囲の局限化等を行なうために次のとおり，適切なサイバーセキュリティ対策を講じていただきます。

(1) 外部ネットワークや他ネットワークを通じた発電設備等の制御に係るシステムへの影響を最小化するための対策を講ずること。

(2) 発電設備等の制御に係るシステムには，マルウェアの侵入防止対策を講ずること。

(3) 発電設備等に関し，セキュリティ管理責任者を設置すること。

28 そ の 他

(1) 保護リレーの整定値

連系する系統によっては，保護リレーの整定値を当社から指定することがあります。

(2) 発電設備等解列時の取扱い

発電設備等の異常，系統の異常等により発電設備等が系統から解列した場合には，すみやかに当社に連絡していただきます。この場合，当社から系統が再並列可能である旨をお知らせするまでの間，再並列せずに解列状態を保持していただきます。

(3) 配電線切替時の取扱い

配電線切替等により発電設備等の解列が必要となる場合には，当社からの連絡にしたがい発電設備等を解列していただきます。この場合，当社か

ら系統が再並列可能である旨をお知らせするまでの間，再並列せずに解列状態を保持していただきます。

Ⅲ　需要設備の系統連系技術要件

29　保 護 協 調

受電設備の異常または故障に対しては，その影響を連系された系統へ波及させないために，受電設備を当該系統からしゃ断していただきます。

30　保護装置の設置

受電設備の短絡または地絡故障時の保護装置として，過電流しゃ断器および地絡しゃ断装置を設置していただきます。

31　しゃ断箇所

(1) 受電地点または供給地点の受電設備側電路には，受電地点または供給地点に近い箇所に主しゃ断装置（定格しゃ断電流12.5キロアンペア以上の機器を標準として選定していただきます。）を施設していただきます。

(2) 受電地点または供給地点には，地絡しゃ断装置を施設していただきます。ただし，受電地点または供給地点に近い箇所に地絡しゃ断装置を施設する場合で，受電設備の地絡故障による影響が連系された系統へ波及するおそれがないときは，この限りではありません。

32　接 地 方 式

接地方式は，連系する系統に適合した方式としていただきます。

33　受電地点および供給地点の電圧変動

受電地点および供給地点の電圧変動により，需要者に操業上支障が生ずるおそれがある場合は，必要に応じて，負荷時タップ切替変圧器または負荷時電圧調整器の設置等の対策を講じていただきます。

34　電圧フリッカおよび電圧変動

系統内の電圧に擾乱を与え他者に支障を及ぼすおそれがある負荷を使用する場合は，電圧フリッカおよび電圧変動を抑制する装置を設置していただきます。また，変圧器加圧時の励磁突入電流による瞬時電圧低下により，系統の電圧が常時電圧から10パーセントを超えて逸脱するおそれがある場合は，その抑制対策を講じていただきます。

35　瞬時電圧低下

落雷等による瞬時的な系統電圧の低下により，需要設備が影響を受ける場合は，必要に応じて，負荷制御方法の改善，無停電電源装置または瞬時電圧補償装置の設置等の対策を講じていただきます。

36　進相用コンデンサの運用

進相用コンデンサは，次のとおり設置および運用していただきます。

(1) 夜間および休日等の軽負荷時には進み力率とならないようにすること。

(2) 技術上必要がある場合は，当社からの依頼にもとづいて進相用コンデンサを開閉すること。

(3) (1)および(2)の対策が実施できるように，原則として，進相用コンデンサの適当な容量ごとに開閉器を設置すること。

37　高　調　波

需要者から系統に流出する高調波流出電流を抑制するため，次の項目を遵守していただきます。

(1) 高調波流出電流の算出

高調波発生機器（300ボルト以下で使用する定格電流が１相当たり20アンペア以下の電気・電子機器〔家電・汎用品〕を除きます。以下同じとします。）の種類ごとの高調波発生率を考慮した容量（以下「等価容量」と

いいます。）の合計が50キロボルトアンペアを超える需要者（以下「対象者」といいます。）が高調波発生機器を新設，増設または更新する等の場合は，次により高調波流出電流を算出していただきます。

なお，設備の新増設等により，新たに対象者となる場合も次により高調波流出電流を算出していただきます。

イ　高調波流出電流は，高調波発生機器ごとの定格運転状態において発生する高調波電流を合計し，これに高調波発生機器の最大の稼動率を乗じたものとする。

ロ　高調波流出電流は，高調波の次数ごとに合計する。

ハ　対象とする高調波の次数は，40次以下とする。

ニ　対象者の構内に高調波流出電流を低減する設備がある場合は，その低減効果を考慮することができる。

(2) 高調波流出電流の上限値

対象者から系統に流出する高調波流出電流の上限値は，高調波の次数ごとに，次の表に示す１キロワット当たりの高調波流出電流の上限値（ミリアンペア）に，系統を利用する規模（キロワット）を乗じた値といたします。

５次	７次	11次	13次	17次	19次	23次	23次超過
3.5	2.5	1.6	1.3	1.0	0.90	0.76	0.70

(3) 高調波流出電流の抑制対策の実施

(1)で算出された高調波流出電流が(2)の高調波流出電流の上限値を超える場合は，必要に応じて，高調波流出電流が高調波流出電流の上限値以下となるような対策を講じていただきます。

38 サイバーセキュリティ対策

自家用電気工作物（発電事業の用に供するものおよび小規模事業用電気工作物を除きます。）に係る遠隔監視システムおよび制御システムは，自家用電気工作物に係るサイバーセキュリティの確保に関するガイドラインに準拠した対策を講じていただきます。

別冊３　系統連系技術要件（特別高圧）

別　冊　３

系統連系技術要件（特別高圧）

Ⅰ　総　　則

１　目　　的

この系統連系技術要件（特別高圧）は，電力品質確保に係る系統連系技術要件ガイドラインその他のルール等を踏まえ，電気工作物を当社電力系統（以下「系統」といいます。）に連系するために必要となる技術要件を定めたものです。

２　適用の範囲

この要件は，発電者の発電設備および蓄電池（以下「発電設備等」といいます。）ならびに需要設備または需要者の需要設備を系統に連系する場合に適用いたします。既に系統に連系している発電設備等であっても，当該設備等のリプレース時やパワーコンディショナー等の装置切替時，または系統運用に支障をきたすおそれがある場合（リレー整定値等の設定変更必要時等）には，この要件を適用いたします。また，需要者が需要場所内において発電設備等を系統に連系する場合または契約者が事業場所内の発電設備等もしくは需要設備を系統に連系する場合についても，この要件を適用いたします。

３　協　　議

この要件は，系統連系に関する技術要件であり，実際の連系にあたっては，この要件に定めのない事項も含め，個別に協議させていただきます。

Ⅱ　発電設備等の系統連系技術要件

４　電 気 方 式

発電設備等の電気方式は，最大使用電力に比べ発電設備等の容量が非常に小さく，相間の不平衡による影響が実態上問題とならない場合を除き，連系する系統の電気方式（交流三相３線式）と同一としていただきます。

５　運転可能周波数・並列時許容周波数

発電設備等の連続運転可能周波数，運転可能周波数，周波数低下リレーの整定値および並列時許容周波数は，次のとおりとしていただきます。

(1) 60ヘルツの系統に連系する場合

イ　運転可能周波数

発電設備等の連続運転可能周波数および運転可能周波数は，次のとおりとしていただきます。

なお，周波数低下時の運転継続時間は，58.2ヘルツでは10分程度以上，57.6ヘルツでは１分程度以上としていただきます。また，周波数低下リレーの整定値は，原則として，検出レベルを57.0ヘルツ，検出時限を自動再閉路時間と協調が取れる範囲の最大値（２秒以上といたします。）としていただきます。

(ｲ) 連続運転可能周波数

連続運転可能周波数は，58.2ヘルツを超え60.5ヘルツ以下とすること。

(ﾛ) 運転可能周波数

運転可能周波数は，57.0ヘルツ以上61.8ヘルツ以下とすること。

ロ　並列時許容周波数

系統周波数を適正値に維持する必要があるため，並列時の周波数は並列時許容周波数以内としていただきます。

なお，並列時許容周波数は，標準周波数60ヘルツ＋0.1ヘルツ以下（設定可能範囲：標準周波数60ヘルツ＋0.1～＋1.0ヘルツ）といたします。ただし，系統固有の事由等により個別に協議させていただく場合があります。

(2) 50ヘルツの系統に連系する場合

イ　運転可能周波数

発電設備等の連続運転可能周波数および運転可能周波数は，次のとおりとしていただきます。

なお，周波数低下時の運転継続時間は，48.5ヘルツでは10分程度以上，48.0ヘルツでは１分程度以上としていただきます。また，周波数低下リレーの整定値は，原則として，検出レベルを47.5ヘルツ，検出時限を自動再閉路時間と協調が取れる範囲の最大値（２秒以上といたします。）としていただきます。

(ｲ) 連続運転可能周波数

連続運転可能周波数は，48.5ヘルツを超え50.5ヘルツ以下とすること。

(ﾛ) 運転可能周波数

運転可能周波数は，47.5ヘルツ以上51.5ヘルツ以下とすること。

ロ　並列時許容周波数

系統周波数を適正値に維持する必要があるため，並列時の周波数は並列時許容周波数以内とすること。

なお，並列時許容周波数は，標準周波数50ヘルツ＋0.1ヘルツ以下（設定可能範囲：標準周波数50ヘルツ＋0.1～＋1.0ヘルツ）といたします。ただし，系統固有の事由等により個別に協議させていただく場合があります。

６　保護協調と不要解列の防止

(1) 保護協調

発電設備等の故障または系統の故障時に，故障の除去，故障範囲の局限化，系統運用の安定および公衆保安の確保等を行なうために，次の考え方にもとづき保護協調を図っていただきます。

なお，構内設備の故障に対しては，「Ⅲ　需要設備の系統連系技術要件」に準じた対策を実施していただきます。

イ　発電設備等の異常および故障に対しては，この影響を連系する系統へ波及させないために，発電設備等を当該系統から解列すること。

ロ　連系する系統に故障が発生した場合は，原則として当該系統から発電設備等を解列すること。ただし，再閉路方式によっては，解列が不要な場合もある。

ハ　上位系統故障，連系する系統の故障等により当該系統の電源が喪失した場合であって単独運転が認められない場合には，発電設備等が解列し単独運転が生じないこと。

ニ　連系する系統における故障後再閉路時に，原則として発電設備等が当該系統から解列していること。

ホ　連系する系統以外の故障時には，原則として発電設備等は解列しないこと。

ヘ　連系する系統から発電設備等が解列する場合には，逆電力リレー，不

足電力リレー等による解列を，自動再閉路時間より短い時限かつ過渡的な電力変動による当該発電設備等の不要なしゃ断を回避できる時限で行なうこと。

(2) 事故時運転継続

系統故障による広範囲の瞬時電圧低下や周波数変動等により，発電設備等の一斉解列や出力低下継続等が発生し，系統全体の電圧・周波数維持に大きな影響を与えることを防止するため，発電設備等の種別ごとに定められる次の事故時運転継続要件（以下「FRT要件」といいます。）を満たしていただきます。

<table>
<tr><td colspan="2" rowspan="3">発電設備等</td><td colspan="3">電圧低下</td><td rowspan="2">周波数変動
（運転継続）</td></tr>
<tr><td colspan="2">三相短絡を想定</td><td>二相短絡を想定</td></tr>
<tr><td>残電圧
20%以上
（運転継続）</td><td>残電圧
20%未満
（運転継続
または
ｹﾞｰﾄﾌﾞﾛｯｸによる出力停止）</td><td>残電圧
52%以上・
位相変化
41度以下
（運転継続）</td><td>60Hz系統
50Hz系統</td></tr>
<tr><td rowspan="5">単相</td><td>太陽光</td><td rowspan="5">低圧単相に
準ずる</td><td rowspan="5">低圧単相に
準ずる</td><td rowspan="5">低圧単相に
準ずる</td><td rowspan="5">低圧単相に
準ずる</td></tr>
<tr><td>風力</td></tr>
<tr><td>蓄電池</td></tr>
<tr><td>燃料電池</td></tr>
<tr><td>ガスエンジン</td></tr>
<tr><td rowspan="5">三相</td><td>太陽光</td><td rowspan="5">高圧三相に
準ずる</td><td rowspan="5">高圧三相に
準ずる</td><td rowspan="5">高圧三相に
準ずる</td><td rowspan="5">高圧三相に
準ずる</td></tr>
<tr><td>風力</td></tr>
<tr><td>蓄電池</td></tr>
<tr><td>燃料電池</td></tr>
<tr><td>ガスエンジン</td></tr>
</table>

(3) 電圧・周波数変動による不要解列の防止

作業停止や需要増加等にともない，電圧・周波数変動が継続する状況においても，発電設備等の不要解列による系統電圧・周波数維持への影響を防止するため，以下の端子電圧および周波数変動範囲においては，発電設備等を連続運転し，発電設備等の保護装置等による解列を行なわないものとしていただきます。

また，これを超える端子電圧および周波数変動においても，設備に支障がない範囲で運転を継続していただきます。ただし，周波数変動範囲については，５（運転可能周波数・並列時許容周波数）(1)に準じた対策を実

施していただきます。

なお，電圧・周波数変動に鋭敏な負荷設備や，構内設備（発電用所内電源を除きます。）への電源供給維持のため，自立運転に移行する必要がある自家用発電設備等については，対策内容を協議させていただきます。

同期発電機・誘導発電機

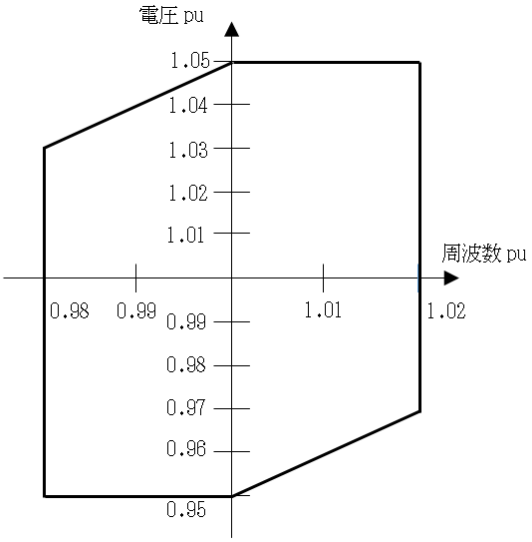

逆変換装置

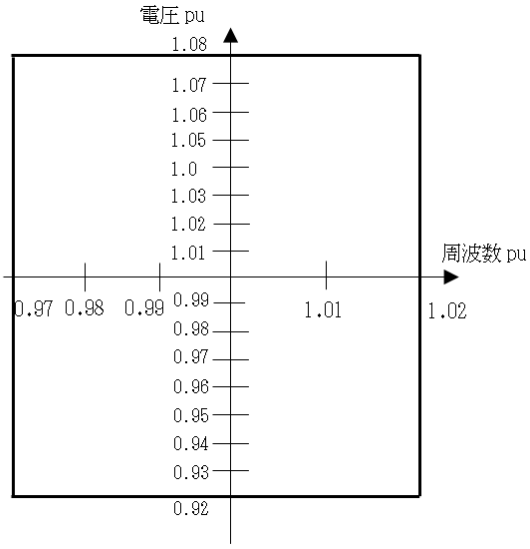

7　保護装置の設置

(1) 発電設備等故障対策

発電設備等故障時の系統保護のため，過電圧リレーおよび不足電圧リレーを設置していただきます。ただし，発電設備等自体の保護装置により検出・保護できる場合は省略することができます。

(2) 系統側故障対策

イ　短絡保護

系統の短絡故障時の保護のため，次の保護リレーを設置していただきます。

なお，必要に応じて連系する系統と同じ方式の保護リレーを設置していただきます。

(ｲ) 同期発電機を用いる場合

連系する系統の短絡故障を検出し，発電設備を解列することのできる短絡方向リレーを設置すること。当該リレーが有効に機能しない場合は，短絡方向距離リレーまたは電流差動リレーを設置すること。

(ﾛ) 誘導発電機，二次励磁制御巻線形誘導発電機または逆変換装置を用いる場合

連系する系統の短絡故障時に，発電電圧の異常低下を検出し解列することのできる不足電圧リレーを設置すること。

なお，この不足電圧リレーは発電設備等故障対策用の不足電圧リレーと兼用することができる。

ロ　地絡保護

系統の地絡故障時の保護のため，次の保護リレーを設置していただきます。

なお，必要に応じて連系する系統と同じ方式の保護リレーを設置していただきます。

(ｲ) 中性点直接接地方式の系統に連系する場合は，電流差動リレーを設置すること。

(ﾛ) 中性点直接接地方式以外の系統に連系する場合は，地絡過電圧リレーを設置すること。当該リレーが有効に機能しない場合は，地絡方向リレーまたは電流差動リレーを設置すること。ただし，次のいずれかを満たす場合は，地絡過電圧リレーを省略することができるものといたします。この場合，連系当初は地絡過電圧リレーを省略可能な場合

であっても，その後，構内の負荷状況の変更や電力系統の変更等によって，地絡過電圧リレーの省略要件を満たさなくなった場合は，地絡過電圧リレーの設置を求めることがあります。

a　発電機引出口にある地絡過電圧リレーにより連系する系統の地絡故障を検出できる場合

b　発電設備等の出力が構内の負荷より小さく周波数低下リレーにより高速に単独運転を検出し解列することができる場合

c　逆電力リレー，不足電力リレーまたは受動的方式の単独運転防止機能を有する装置により高速に単独運転を検出し解列することができる場合

(3) 単独運転防止対策

イ　逆潮流がある場合

適正な電圧・周波数を逸脱した単独運転を防止するため，周波数上昇リレーおよび周波数低下リレーまたは転送しゃ断装置を設置していただきます。また，周波数上昇リレーおよび周波数低下リレーは，単独運転状態になった場合に系統電圧が定格電圧の40パーセント程度まで低下したとしても周波数を検出可能なものとしていただきます。

なお，上記特性を有しないときは，単独運転状態になった場合に系統等に影響を与えるまでに低下した系統電圧を検出可能な不足電圧リレーと組み合わせて補完しながら使用していただきます。この場合，必要により周波数上昇リレーおよび周波数低下リレーに加えて転送しゃ断装置を設置していただく場合があります。

また，単独系統を復旧（本系統へ再並列）するにあたり，系統電源と当該発電設備等の周波数，電圧および位相差が合致しない場合には，当

社からの指令を受け，当該発電設備等をすみやかに単独系統から解列していただきます。

ロ　逆潮流がない場合

単独運転防止のため，周波数上昇リレーおよび周波数低下リレーを設置していただきます。ただし，発電設備等の出力容量が系統の負荷と均衡する場合であって，周波数上昇リレーまたは周波数低下リレーにより検出・保護できないおそれがあるときは，逆電力リレーを設置していただきます。

(4) 事故波及防止対策

発電機が脱調したときの事故波及を防止するため，脱調分離リレーを必要により設置していただく場合があります。

(5) 事故除去時間

中性点直接接地系統においては，同期安定度確保，瞬時電圧低下の影響，電磁誘導障害対策面で高速な事故除去が求められるため，連系点および同一電圧階級設備のしゃ断器，保護リレーの動作時間を以下の通りとしていただきます。

しゃ断器：２サイクル以内

保護リレー（短絡・地絡事故除去用）：２サイクル以内

なお，上記を基本とし，中性点直接接地系統以外を含め，系統固有の事由等により個別に協議させていただく場合があります。

８　保護リレーの設置場所

保護リレーは，受電地点または故障の検出が可能な場所に設置していただきます。

９　保護リレーの設置相数

保護リレーの設置相数は，次のとおりとしていただきます。

(1) 地絡過電圧リレー，地絡方向リレー，地絡検出用電流差動リレーおよび地絡検出用回線選択リレーは，零相回路に設置すること。

(2) 過電圧リレー，周波数低下リレー，周波数上昇リレーおよび逆電力リレーは，１相設置とすること。

(3) 不足電力リレーは，２相設置とすること。

(4) 短絡方向リレー，不足電圧リレー，短絡検出・地絡検出兼用電流差動リレー，短絡検出用電流差動リレー，短絡方向距離リレー，短絡検出用回線選択リレーおよび地絡方向距離リレーは，３相設置とすること。

10　解 列 箇 所

保護装置が動作した場合の解列箇所は，原則として，系統から発電設備等を解列することができる次のいずれかの箇所としていただきます。また，解列にあたっては，発電設備等を電路から機械的に切り離すことができ，かつ，電気的にも完全な絶縁状態を保持しなければならないため，原則として，半導体のみで構成された電子スイッチをしゃ断装置として適用することはできません。

なお，当社から解列箇所を指定させていただく場合があります。

(1) 受電用しゃ断器

(2) 発電設備等出力端しゃ断器

(3) 発電設備等連絡用しゃ断器

(4) 母線連絡用しゃ断器

11　自動負荷制限・発電抑制

(1) 発電設備等の脱落時等に主として連系する送電線および変圧器等が過負

荷になるおそれがある場合は，自動的に負荷を制限する対策を行なっていただきます。また，系統故障等により他の送電線および変圧器等が過負荷になるおそれがある場合，または系統の安定度や周波数等が維持できないおそれがある場合には，自動で発電抑制もしくは発電しゃ断または発電増出力（揚水しゃ断および蓄電池の充電停止を含みます。）を行なっていただくことがあります。この場合，発電場所に必要な装置を設置していただきます。

ただし，出力変動緩和対策として設置していただく蓄電池については，充電を停止することにより，出力変動緩和の機能を喪失することになるため，本要件の適用範囲外とします。

(2) あらかじめ当社が指定した送電線１回線，変圧器１台，その他の電力設備の単一故障の発生時に保護リレーによるすみやかな発電抑制または発電しゃ断（以下「Ｎ－１電制」といいます。）を実施することで，運用容量を拡大することが効率的な設備形成に資すると当社が判断した場合，Ｎ－１電制を実施するために発電設備等に設置する制御装置等（以下「Ｎ－１電制装置」といいます。）を設置することが適当であると判断した発電設備等を指定して，当該発電設備等を維持および運用する発電者または新規に送電系統への連系を行なう電気供給事業者に対して，Ｎ－１電制装置の設置を求めることがあります。この場合，正当な理由がない限り，発電場所へのＮ－１電制装置の設置およびその他Ｎ－１電制の実施に必要な対応をしていただきます。

12　再閉路方式

自動再閉路を実施している送電線へ連系する場合で，自動再閉路方式を採用するときは，連系送電線の再閉路方式と協調を図っていただき，必要な設

備を設置していただきます。

13　線路無電圧確認装置の設置

発電設備等を連系する系統の再閉路時の事故防止のために，発電設備等を連系する変電所の引出口に線路無電圧確認装置を設置いたします。ただし，逆潮流がない場合であって，電力系統との連系に係る保護リレー，計器用変流器，計器用変圧器，しゃ断器および制御用電源配線が，相互予備となるように２系列化されているときは，線路無電圧確認装置を省略できるものといたします。

なお，２系列を構成する装置については，次のいずれかにより簡素化を図ることができるものといたします。

(1) ２系列の保護リレーのうちの１系列は，不足電力リレーのみとすることができる。

(2) 計器用変流器は，不足電力リレーを計器用変流器の末端に配置する場合，１系列目と２系列目を兼用できる。

(3) 計器用変圧器は，不足電圧リレーを計器用変圧器の末端に配置する場合，１系列目と２系列目を兼用できる。

14　発電機運転制御装置の付加

(1) 系統安定化，潮流制御のための機能

系統安定化，潮流制御等の理由により運転制御が必要な場合には，以下の機能を具備した運転制御装置を設置していただきます。

なお，設置については個別に協議させていただきます。

イ　PSS（Power System Stabilizer：系統安定化装置）

ロ　超速応励磁自動電圧調整機能

(2) 周波数調整のための機能

火力発電設備，化石燃料を混焼するバイオマス発電設備（再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則に定める地域資源バイオマス発電設備〔以下「地域資源バイオマス発電設備」といいます。〕を除きます。）および揚水発電設備（発電方向）については，以下の周波数調整機能を具備していただきます。

なお，その他の発電設備等については，個別に協議させていただきます。

イ　火力発電設備および化石燃料を混焼するバイオマス発電設備（地域資源バイオマス発電設備を除きます。）

(ｲ) ガバナフリー運転機能

タービンの調速機（ガバナ）を系統周波数の変動に応じて発電機出力を変化させるように運転（ガバナフリー運転）する機能を具備すること。

(ﾛ) LFC（Load Frequency Control：負荷周波数制御）機能

当社からのLFC信号に追従し，発電機出力を変動させる機能を具備すること。

(ﾊ) 周波数変動補償機能

標準周波数±0.2ヘルツを超えた場合，系統の周波数変動により，ガバナで調整した出力を発電所の自動出力制御装置が，出力指令値に引き戻すことがないように，ガバナによる出力変動相当を出力指令値に加算する機能を具備すること。

(ﾆ) EDC（Economic load Dispatching Control：経済負荷配分制御）機能

当社からの出力指令値に発電機出力を自動追従制御する機能を具備すること。

(ホ) 出力低下防止機能

火力発電設備およびコージェネレーション（ガスタービン・ガスエンジンを採用した6万キロワット未満のコージェネレーションを除きます。）は，周波数58.8ヘルツ（50ヘルツ系統では49.0ヘルツ）までは発電機出力を低下しない，周波数58.8ヘルツ（50ヘルツ系統では49.0ヘルツ）を下回る場合には，1.2ヘルツ（50ヘルツ系統では1.0ヘルツ）低下するごとに５パーセント以内の出力低下に抑える，または一度出力低下しても回復する機能もしくは装置を具備すること。

なお，周波数変動に鋭敏な負荷設備や，構内設備（発電用所内電源を除きます。）への電源供給維持のため，自立運転に移行する必要がある自家用発電設備等については，対策内容を協議させていただきます。

具体的な発電設備の性能は，次の表に示すとおりとしていただきます。ただし，系統の電源構成の状況等，必要に応じて別途協議を行なうことがあります。また，周波数調整機能に必要な受信信号（EDC・LFC増/減指令）を受信する機能および必要な送信信号（現在出力，EDC・LFC使用/除外，周波数調整機能故障）を送信する機能を具備していただきます。

	発電機定格出力	10万キロワット以上※5	
		ガスタービンおよびガスタービンコンバインドサイクル発電設備(GTおよびGTCC)	その他の火力発電設備および混焼バイオマス発電設備※9
機能・仕様等	GF調定率	５パーセント以下	５パーセント以下
	GF幅※1	５パーセント以上 (定格出力基準)	３パーセント以上 (定格出力基準)
	GF制御応答性	２秒以内に出力変化開始, 10秒以内にGF幅の出力変化完了※6	
	LFC幅	±５パーセント以上 (定格出力基準)	±５パーセント以上 (定格出力基準)
	LFC変化速度※2	５パーセント/分以上 (定格出力基準)	１パーセント/分以上 (定格出力基準)
	LFC制御応答性	20秒以内に 出力変化開始※6	60秒以内に 出力変化開始※6
	EDC変化速度※2	５パーセント/分以上 (定格出力基準)	１パーセント/分以上 (定格出力基準)
	EDC制御応答性	20秒以内に 出力変化開始※6	60秒以内に 出力変化開始※6
	EDC+LFC変化速度	10パーセント/分以上 (定格出力基準)	１パーセント/分以上 (定格出力基準)
	最低出力※3※4 (定格出力基準)	30パーセント以下※7 DSS 機能具備※8	30パーセント以下※7

※1 GTおよびGTCCについては負荷制限設定値までの上げ余裕値が定格出力５パーセント以上，その他の発電機については定格出力の３パーセント以上を確保。定格出力付近等の満たせない出力帯について別途協議。

※2 定格出力付近のオーバーシュート防止や低出力帯での安定運転により満たせない場合には別途協議。

※3 気化ガス（BOG）処理等により最低出力を満たせない場合には別途協議。

※4 EDC/LFC指令で制御可能な最低出力。停止により対応をする発電設備の場合は，この限りではない。

※5 発電設備単機あたりの容量。

※6 記載の秒数は目安とし，可能な限り早期に出力変化開始し，出力変化終了すること。

※7「24　需給バランス制約による発電設備等の出力の抑制」による。

※8 日間起動停止運転（DSS）は，発電機解列から並列まで８時間以内で可能なこと。

※9 地域資源バイオマス発電設備を除く。

ロ　揚水発電設備（発電方向）

(ｲ) ガバナフリー運転

水車の調速機（ガバナ）を系統周波数の変動に応じて発電機出力を変化させるように運転（ガバナフリー運転）する機能を具備すること。

(ﾛ) LFC（Load Frequency Control：負荷周波数制御）機能

当社からのLFC信号に追従し，発電機出力を変動させる機能を具備すること。

(ﾊ) 周波数変動補償機能

標準周波数から当社が指定する閾値を超えた場合，系統の周波数変動により，ガバナで調整した出力を発電所の自動出力制御装置が，出力指令値に引き戻すことがないように，ガバナによる出力変動相当を出力指令値に加算する機能を具備すること。ただし，同等の機能を有する場合は省略することができます。

(ニ) EDC（Economic load Dispatching Control：経済負荷配分制御）機能

当社からの出力指令値に発電機出力を自動追従制御する機能を具備すること。

具体的な発電設備の性能は，次のとおりといたします。ただし，系統の電源構成の状況等，必要に応じて別途協議を行なうことがあります。

	発電機定格出力	１万キロワット以上
機能・仕様等	GF調定率	５パーセント以下
	GF幅	最低～定格出力
	GF制御応答性	２秒以内に出力変化開始，10秒以内に変化量を完了 （定格出力の５パーセント到達にて出力変化の完了とする）※1，※2
	LFC幅	最低～定格出力※1
	LFC変化速度	10パーセント/分以上（定格出力基準）
	LFC制御応答性	10秒以内に出力変化開始※2，※3
	EDC変化速度	10パーセント/分以上（定格出力基準）
	EDC制御応答性	10秒以内に出力変化開始※2，※3
	EDC+LFC変化速度	10パーセント/分以上（定格出力基準）

※1 水路系の影響により制約が発生する場合は別途協議。

※2 記載の秒数は目安値とし，可能な限り早期に出力変化開始し，出力変化完了すること。

※3 慣性モーメントが大きい発電機は個別協議。

周波数調整機能に必要な受信信号（EDC・LFC指令値，EDC・LFC運転指令）を受信する機能および，必要な送信信号（現在出力，EDC・LFC使用/除外，周波数調整機能故障）を送信する機能を具備していただきます。

(3) 早期再並列のための機能

同一受電地点に連系する発電設備の定格出力の合計が40万キロワット以上のGTCCについては，送電系統の停電解消後，早期に再並列するために必要な装置を設置，または機能を具備していただきます。

(4) 電圧調整のための機能

イ　275キロボルト以上の系統に連系する発電設備等は，当社が指定する電圧，無効電力または力率に応じて運転可能な機能を具備し，有効電力に応じて出力可能な範囲で無効電力を調整できるようにしていただきます。

ロ　154キロボルト以下の系統に連系する発電設備等でも，必要により，上記イと同じ機能を具備していただくことがあります。

15　中性点接地装置の付加と電磁誘導障害防止対策の実施

中性点の接地が必要な場合は，昇圧変圧器の中性点に接地装置を設置していただきます。また，中性点接地装置の設置により，当社の系統において電磁誘導障害防止対策および地中ケーブルの防護対策の強化等が必要となった場合には，以下の適切な対策を講じていただきます。

(1) 154キロボルト以下の系統に連系する場合は，必要に応じて昇圧用変圧器の中性点に中性点接地装置（抵抗接地方式）を設置すること。

(2) 275キロボルト以上の系統に連系する場合は，昇圧用変圧器の中性点を直接接地すること。

16　力　　率

発電者の受電地点における力率は，連系する系統の電圧を適切に維持できるように定めるものとし，必要な場合は当社からの求めに応じて，力率を変更できるものとしていただきます。発電設備等の安定に運転できる範囲は，

原則として発電設備等側からみて遅れ力率90パーセントから進み力率95パーセントとしていただきます。

逆潮流がない場合は，原則として受電地点における力率を系統側からみて遅れ85パーセント以上とするとともに，系統側からみて進み力率にならないようにしていただきます。

また，受電地点の力率，電圧あるいは無効電力の調整スケジュール等について別途協議させていただくことがあります。

17 電 圧 変 動

(1) 常時電圧変動対策

発電設備等の連系による電圧変動は，常時電圧の概ね±１パーセントから２パーセント以内を適正値とし，この範囲を逸脱しないよう，自動電圧調整装置（AVR）の設置等により，自動的に電圧を調整していただきます。

(2) 瞬時電圧変動対策

発電設備等の並解列時において，瞬時的に発生する電圧変動に対しても，次の方法により常時電圧の±２パーセントを目安に適正な範囲内に瞬時電圧変動を抑制していただきます。

イ　同期発電機を用いる場合は，制動巻線付きのもの（制動巻線を有しているものと同等以上の乱調防止効果を有する制動巻線付きでない同期発電機を含みます。）とするとともに自動同期検定装置を設置すること。

ロ　二次励磁制御巻線形誘導発電機を用いる場合には，自動同期検定機能を有するものを用いること。

ハ　誘導発電機を用いる場合で，並列時の瞬時電圧低下により系統の電圧が常時電圧から±２パーセント程度を超えて逸脱するおそれがあるとき

は，限流リアクトル等を設置すること。これにより対応できない場合には，同期発電機を用いる等の対策をすること。

ニ　自励式の逆変換装置を用いる場合は，自動的に同期が取れる機能を有するものを用いること。

ホ　他励式の逆変換装置を用いる場合で，並列時の瞬時電圧低下により系統の電圧が適正値（常時電圧の２パーセントを目安とする。）を逸脱するおそれがあるときは，限流リアクトル等を設置すること。これにより対応できない場合には，自励式の逆変換装置を用いること。

ヘ　発電設備等の出力変動や頻繁な並解列による電圧変動により他者に電圧フリッカ等の影響を与えるおそれがあるときまたは適正値（受電点における電圧フリッカレベル〔ΔＶ10〕が0.45ボルト以下〔当該設備のみの場合は，0.23ボルト以下〕であることといたします。）を逸脱するおそれがあるときには，次に示す電圧変動の抑制や並解列の頻度を低減する対策を行なうこと。

(ｲ) 風力発電設備等の頻繁な並解列により電圧フリッカが適正値を逸脱するおそれがあるときには，静止型無効電力補償装置（SVC）の設置やサイリスタ等によるソフトスタート機能を有する装置を用いること。

(ﾛ) 風力発電設備等の出力変動により電圧フリッカが適正値を逸脱するおそれがあるときには，SVC等を設置すること。

(3) そ の 他

連系用変圧器加圧時の励磁突入電流による瞬時電圧低下により，系統の電圧が常時電圧から10パーセントを超えて逸脱するおそれがある場合には，その抑制対策を実施していただきます。

18 高 調 波

逆変換装置（二次励磁制御巻線形誘導発電機の系統側変換装置を含みます。）を用いた発電設備等を設置する場合は，逆変換装置本体（フィルターを含みます。）の高調波流出電流を総合電流歪率５パーセント以下かつ各次電流歪率３パーセント以下としていただきます。また，その他の高調波発生機器を用いた電気設備を設置する場合には，「Ⅲ　需要設備の系統連系技術要件」に準じた対策を実施していただきます。

19 出力変動対策

太陽光発電設備または風力発電設備を連系する場合であって，出力変動により他者に影響を与えるおそれがあるときは，次に示す出力変化率制限機能の具備等の対策を行なっていただきます。

(1) 太陽光発電設備の場合

発電に必要な自然エネルギーが得られる状況において，系統周波数が上昇または低下し適正値を逸脱するおそれがある場合は，発電設備の出力を調定率に応じて，自動的に出力変化すること。

(2) 風力発電設備の場合

イ　発電に必要な自然エネルギーが得られる状況において，連系点での５分間の最大変動幅が発電所設備容量の10パーセント以下となるよう対策を行なうこと。ただし，ウィンドファームコントローラを有しない小規模発電所については，対策を別途協議させていただきます。

ロ　高風速時にカットアウトが予想される場合は，即座に停止しないよう，ストーム制御機能を具備する等の対策を行なうこと。また，カットインが予想される場合は，徐々に出力を上昇するよう対策を行なうこと。

ハ　発電に必要な自然エネルギーが得られる状況において，系統周波数が上昇または低下し適正値を逸脱するおそれがある場合は，発電設備の出力を調定率に応じて自動的に出力変化すること。

なお，具体的な発電設備の性能は，次の範囲で当社から指定する値といたします。ただし，系統の電源構成の状況等，必要に応じて別途協議させていただきます。

	定格出力合計	１万キロワット以上 太陽光発電設備または風力発電設備
機能・仕様等	調定率	２～５パーセント
	制御応答性	２秒以内に出力変化開始，10秒以内に変化量を完了 （出力変化量の50パーセント到達にて出力変化の完了とする）
	不感帯	±0.2Hz以下
	リザーブ量 （出力変化幅）※	０～10パーセント（定格出力基準）

※　リザーブ量は系統周波数低下時の出力増加対応として，発電出力の抑制時に使用可能なこと。

20　短絡・地絡電流対策

発電設備等の連系により系統の短絡・地絡電流が他者のしゃ断器のしゃ断容量等を上回るおそれがある場合は，短絡・地絡電流を制限する装置（限流リアクトル等）を設置していただきます。これにより対応できない場合には，短絡容量対策について個別に検討・協議させていただきます。

21　発電機定数・諸元

連系系統や電圧階級によっては，発電機の安定運転対策や短絡・地絡電流抑制対策，慣性低下対策等の面から，発電機定数を当社から指定させていた

だく場合があります。また，当社の求めに応じて，次の諸元を提出していただきます。

なお，必要に応じて，記載されていない諸元等，最新の諸元等を提供していただくことがあります。

電源種	設備	諸元
共通	発電プラント	定格容量，定格出力，台数，定格電圧
		最低出力
		所内負荷（定格，最低）
		力率（定格，運転可能範囲）
		運転可能周波数の範囲，運転継続時間
		単線結線図，系統並解列箇所
		発電プラントモデル （原動機の種類，発電機の種類）
		電気所監視制御方式
	構内設備	自家消費電力の最大値，最小値
		総合負荷力率
		電動機容量（高圧・低圧）
		電灯容量
		高調波発生機器と高調波対策資料
		電圧フリッカの発生源と対策設備資料
	受電用変圧器， 連系用変圧器	定格（定格容量，定格電圧）
		インピーダンス （タップ電圧ごと，変圧器定格容量ベース）
		励磁特性曲線
		制御方式，整定値
	調相設備	定格容量，台数
		制御方式，整定値
	アクセス線・ 構内線路	インピーダンス，アドミタンス
	しゃ断器	定格（しゃ断電流，しゃ断時間）
		自動同期検定装置の有無
	保護装置	設置要素
		仕様
		設置場所

電源種	設備	諸元
		設置相数
		解列箇所
		整定範囲
		整定値
		CT比，VT比
		シーケンスブロック
		送電線再閉路方式
	記録	電気現象記録装置
誘導機	発電プラント	拘束リアクタンス
		限流リアクトル容量
		限時リアクトルインピーダンス
		慣性定数
		定格すべり
		等価回路定数
同期機	発電プラント	各種内部リアクタンス（飽和値，不飽和値）
		各種短絡時定数・開路時定数
		慣性定数（発電機＋タービン）
		制動巻線の有無
		飽和特性
		可能出力曲線
		発電機軸モデル
		発電機プラントモデル，モデル構築に必要なプラント，制御系の各種定数（ボイラ，タービン，水車等）
		並解列所要時間（平常時，事故時）
	制御装置	ガバナ系ブロック（調定率，GF幅，CV，ICVモデルを含む）
		LFC・発電機出力制御ブロック
		EDC変化速度（出力ごと）
		LFC幅・変化速度（出力ごと）
		出力キープタイム（出力ごと，上げ下げ）
		励磁装置の形式（直流・交流・サイリスタ・他） 応答速度（超速応励磁か否か）
		励磁系ブロック（AVR，PSS）
		FRT要件の適用有無
		過励磁保護59V/Fブロック

電源種	設備	諸元
		OEL，UELブロック
水力	発電プラント制御装置	揚水待機・開始所要時間
		上ダム・下ダム運用可能水位
		電水比（kW/(m^3/s)）
逆変換装置	発電プラント制御装置	メーカ，型式
		単独運転検出方式，整定値
		逆変換装置の容量
		通電電流制限値
		系統事故時の力率制御時間
		三相事故時の事故電流（大きさ，供給時間）
		一，二相事故時の事故電流（大きさ，供給時間）
		FRT要件の適用有無
		無効電力制御方式，整定値
		慣性力供給能力
太陽光	発電プラント制御装置	発電機・制御モデル，モデルの各種定数
風力	発電プラント制御装置	周波数調定率設定可能範囲，不感帯設定可能範囲
		発電機の出力特性
		出力変動対策の方法
		蓄電池，ウィンドファームコントローラの有無
		発電機・制御モデル，モデルの各種定数
蓄電池	発電プラント	蓄電容量
二次励磁機	発電プラント	拘束リアクタンス

22　昇圧用変圧器

連系系統や電圧階級によっては，短絡・地絡電流抑制対策，安定度維持対策，送電線保護リレー協調等の面から，昇圧用変圧器のインピーダンス等を当社から指定させていただく場合があります。また，無電圧タップ切替器の仕様（タップ数，電圧値，調整幅等）等を指定させていただく場合があります。

23　直流流出防止変圧器の設置

逆変換装置を用いて発電設備等を連系する場合は，逆変換装置から直流が系統へ流出することを防止するために，受電地点と逆変換装置との間に変圧器（単巻変圧器を除きます。）を設置していただきます。

なお，設置する変圧器は直流流出防止専用である必要はなく，次のすべての条件を満たす場合は，変圧器の設置を省略することができます。

(1) 逆変換装置の交流出力側で直流を検出し，交流出力を停止する機能を有すること。

(2) 逆変換装置の直流回路が非接地であること，または逆変換装置に高周波変圧器を用いていること。

24　需給バランス制約による発電設備等の出力の抑制

(1) 逆潮流のある発電設備等のうち，太陽光発電設備，風力発電設備および蓄電池には，当社の求めに応じて，当社からの遠隔制御により０パーセントから100パーセントの範囲（１パーセント単位といたします。）で発電・放電出力（自家消費分を除くことも可能といたします。）の抑制ができる機能を有する逆変換装置やその他必要な設備を設置する等の対策を実施していただきます。

なお，ウィンドファームとしての運用がない風力発電所やウィンドファームコントローラがない風力発電所については，技術的制約を踏まえ個別に協議させていただきます。

(2) 逆潮流のある火力発電設備およびバイオマス発電設備（ただし，14〔発電機運転制御装置の付加〕で別途最低出力を指定する場合は，14〔発電機運転制御装置の付加〕に定めるところによります。また，バイオマス発電設備は，地域資源バイオマス発電設備であって，燃料貯蔵や技術に由来す

る制約等により出力の抑制が困難なものを除きます。）は，発電出力を技術的に合理的な範囲で最大限抑制し，発電端の定格出力に対する最低出力について，火力発電設備（化石燃料を混焼するバイオマス発電設備を含みます。）については多くとも30パーセント以下，バイオマス発電設備については多くとも50パーセント以下に抑制するために必要な機能を具備していただきます。

なお，停止による対応も可能とします。また，自家消費を主な目的とした発電設備等については，個別の事情を踏まえ対策の内容を協議させていただきます。実証設備の実証期間中の扱いについては，技術的制約を踏まえ個別に協議させていただき，実証期間終了後は，再協議させていただきます。

25　送電容量制約による発電設備等の出力の抑制

逆潮流のある発電設備等には，当社の求めに応じて，当社からの遠隔制御により，送電容量制約による出力の抑制ができる機能を有する装置やその他必要な装置を設置する等の対策を実施していただきます。

26　連 絡 体 制

(1) 発電者の構内故障および系統側の故障等により，連系用しゃ断器が動作した場合等（サイバー攻撃により設備異常が発生し，または発生するおそれがある場合を含みます。）には，当社の給電制御所等と発電者との間で迅速かつ的確な情報連絡を行ない，すみやかに必要な措置を講ずる必要があります。このため，当社の給電制御所等と発電者の技術員駐在箇所等との間には，保安通信用電話設備（専用保安通信用電話設備または電気通信事業者の専用回線電話）を設置していただきます。ただし，保安通信用電話設備は，33キロボルト以下の特別高圧電線路と連系する場合には，次の

うちのいずれかを用いることができます。

イ　専用保安通信用電話設備

ロ　電気通信事業者の専用回線電話

ハ　次の条件を全て満たす場合においては，一般加入電話または携帯電話

(ｲ) 発電者側の交換機を介さず直接技術員との通話が可能な方式（交換機を介する代表番号方式ではなく，直接技術員駐在箇所へつながる単番方式）とし，発電設備等の保守監視場所に常時設置されていること。

(ﾛ) 話中の場合に割り込みが可能な方式（キャッチホン等）であること。

(ﾊ) 停電時においても通話可能なものであること。

(ﾆ) 災害時等において当社と連絡が取れない場合には，当社と連絡が取れるまでの間発電設備等の解列または運転を停止すること。また，保安規程上明記されていること。

(2) 特別高圧電線路と連系する場合には，当社の給電制御所等と発電者との間に，系統運用上必要な情報が相互に交換できるようスーパービジョンおよびテレメータを設置していただきます。この場合，収集する情報は，原則として「Ⅲ　需要設備の系統連系技術要件」の需要設備に関する情報に加え，次の情報といたします。

情報種別	情報内容
スーパービジョン	発電機並列用しゃ断器の開閉状態※1
	系統安定化装置用切替開閉器の状態
	系統安定化装置の動作状態
	電圧・無効電力の制御モード※2
テレメータ	発電機の有効電力
	発電機の無効電力
	代表風車地点の風向・風速※3
	発電最大能力値※4（風力発電設備の場合）
	発電機の電圧値

※1 慣性把握のため，系統に慣性を供給できる同期発電機は，最小単位の発電設備１台ごとに設置

※2 電圧無効電力制御を行なう場合は必要に応じて収集

※3 ナセルで計測する風向・風速

※4 運転可能な発電設備の定格出力（出力制約がある場合は可能な範囲で考慮）の合計。ただし，困難な場合は運転可能な発電設備の台数

27 電気現象記録装置

発電機の挙動等を正確に把握するため，短い周期で時刻同期のとれた電圧，電流，電力等の計測値を連続的に記録し，当社の給電制御所等へ伝送する電気現象記録装置（自動オシロ装置，高調波監視記録装置等含みます。）を設置していただくことがあります。

28 サイバーセキュリティ対策

事業用電気工作物（発電事業の用に供するものに限ります。）は，電気事業法にもとづき，電力制御システムセキュリティガイドラインに準拠した対策を講じていただきます。

自家用電気工作物（発電事業の用に供するものおよび小規模事業用電気工作物を除きます。）に係る遠隔監視システムおよび制御システムは，自家用

電気工作物に係るサイバーセキュリティの確保に関するガイドラインに準拠した対策を講じていただきます。

上記以外の発電設備等については，サイバー攻撃による発電設備等の異常動作を防止し，または発電設備等がサイバー攻撃を受けた場合にすみやかな異常の除去，影響範囲の局限化等を行なうために次のとおり，適切なサイバーセキュリティ対策を講じていただきます。

(1) 外部ネットワークや他ネットワークを通じた発電設備等の制御に係るシステムへの影響を最小化するための対策を講ずること。

(2) 発電設備等の制御に係るシステムには，マルウェアの侵入防止対策を講ずること。

(3) 発電設備等に関し，セキュリティ管理責任者を設置すること。

Ⅲ　需要設備の系統連系技術要件

29　保 護 協 調

受電設備の故障または系統の故障時に，故障の除去および故障範囲の局限化等を行なうために保護協調を行なっていただきます。

なお，基本的な考え方は，次によります。

(1) 受電設備の異常または故障に対しては，その影響を連系された系統へ波及させないために，受電設備を当該系統からしゃ断すること。

(2) 連系された系統に故障が発生した場合で，系統保護方式に応じて必要があるときには，当該系統から受電設備がしゃ断されること。

(3) 連系された系統以外の故障時には，原則として受電設備はしゃ断されないこと。

30　保護装置の設置

(1) 受電設備が故障した場合の系統の保護および構内設備の保護のための保護リレーの設置は，次によります。

イ　受電設備の短絡または地絡故障時の保護リレーとして，瞬時要素付過電流リレー（または高速度過電流リレーおよび限時過電流リレー）ならびに地絡過電流リレーを設置していただきます。

ロ　変圧器のインピーダンスが小さくイの過電流リレーでは系統側保護装置と協調が困難な場合，または，系統安定上高速に受電設備をしゃ断する必要がある場合は，比率差動リレー等を設置していただきます。

(2) 変圧器の内部故障，変圧器の１次側または２次側故障および変圧器の過負荷保護のため，比率差動リレー，瞬時要素付過電流リレー（または高速

度過電流リレーおよび限時過電流リレー）等を設置していただきます。

(3) 系統故障時の送電線保護装置が必要となる場合は，連系する系統と同一の保護装置を設置していただきます。

31　保護リレーの設置場所

保護リレーは，連系用しゃ断器の系統側または故障の検出が可能な場所に設置していただきます。

32　保護リレーの設置相数

保護リレーの設置相数は，次によります。

(1) 地絡保護用リレーは，零相回路設置とすること。

(2) 短絡保護用リレーは，３相設置とすること。

33　しゃ断箇所

しゃ断箇所は，連系用しゃ断器としていただきます。ただし，29（保護装置の設置）(2)において変圧器１次（系統側）しゃ断器と連系用しゃ断器とが異なる場合は，変圧器１次（系統側）しゃ断器とすることができます。

34　再閉路方式

自動再閉路を実施している送電線へ連系する場合で，自動再閉路方式を採用するときは，連系送電線の再閉路方式と協調を図っていただき，必要な設備を設置していただきます。

35　中性点接地装置の設置と電磁誘導障害防止対策の実施

中性点の接地が必要な場合は，変圧器の中性点に接地装置を設置していただきます。また，中性点接地装置の設置により，当社の系統において電磁誘導障害防止対策および地中ケーブルの防護対策の強化等が必要となった場合には，適切な対策を講じていただきます。

36　変圧器定数

連系する系統の状況により，送電線の保護協調等のためにインピーダンスの値を当社から指定することがあります。

37　受電地点および供給地点の電圧変動

受電地点および供給地点の電圧変動により，需要者に操業上支障が生ずるおそれがある場合は，必要に応じて，負荷時タップ切替変圧器または負荷時電圧調整器の設置等の対策を講じていただきます。

38　電圧フリッカおよび電圧変動

系統内の電圧に擾乱を与え他者に支障を及ぼすおそれがある負荷を使用する場合は，電圧フリッカおよび電圧変動を抑制する装置を設置していただきます。また，変圧器加圧時の励磁突入電流による瞬時電圧低下により，系統の電圧が常時電圧から10パーセントを超えて逸脱するおそれがある場合には，その抑制対策を実施していただきます。

39　瞬時電圧低下

落雷等による瞬時的な系統電圧の低下により，需要設備が影響を受ける場合は，必要に応じて，負荷制御方法の改善，無停電電源装置または瞬時電圧補償装置の設置等の対策を講じていただきます。

40　進相用コンデンサの運用

進相用コンデンサは，次のとおり設置および運用していただきます。

(1) 夜間および休日等の軽負荷時には進み力率とならないようにすること。

(2) 技術上必要がある場合は，当社からの依頼にもとづいて進相用コンデンサを開閉すること。

(3) (1)および(2)の対策が実施できるように，原則として，進相用コンデンサの適当な容量ごとに開閉器を設置すること。

41 高　調　波

需要者から系統に流出する高調波流出電流を抑制するため，次の項目を遵守していただきます。

(1) 高調波流出電流の算出

イ　次のいずれかに該当する需要者（以下「対象者」といいます。）が高調波発生機器（300ボルト以下で使用する定格電流が１相当たり20アンペア以下の電気・電子機器〔家電・汎用品〕を除きます。以下同じとします。）を新設，増設または更新する等の場合は，ロにより高調波流出電流を算出していただきます。

なお，設備の新増設等により，新たに対象者となる場合もロにより高調波流出電流を算出していただきます。

(ｲ) 22キロボルトまたは33キロボルトの系統に連系する需要者で，その施設する高調波発生機器の種類ごとの高調波発生率を考慮した容量（以下「等価容量」といいます。）の合計が300キロボルトアンペアを超える場合

(ﾛ) 77キロボルト以上の系統に連系する需要者で，等価容量の合計が2,000キロボルトアンペアを超える場合

ロ　高調波流出電流の算出方法は，次によります。

(ｲ) 高調波流出電流は，高調波発生機器ごとの定格運転状態において発生する高調波電流を合計し，これに高調波発生機器の最大の稼働率を乗じたものといたします。

(ﾛ) 高調波流出電流は，高調波の次数ごとに合計するものといたします。

(ﾊ) 対象とする高調波の次数は，40次以下といたします。

(ﾆ) 対象者の構内に高調波流出電流を低減する設備がある場合は，その低減効果を考慮することができるものといたします。

(2) 高調波流出電流の上限値

対象者から系統に流出する高調波流出電流の上限値は，高調波の次数ごとに，次の表に示す１キロワット当たりの高調波流出電流の上限値（ミリアンペア）に，系統を利用する規模（キロワット）を乗じた値といたします。

連系する系統の電圧 (ｷﾛﾎﾞﾙﾄ)	５次	７次	11次	13次	17次	19次	23次	23次超過
22	1.8	1.3	0.82	0.69	0.53	0.47	0.39	0.36
33	1.2	0.86	0.55	0.46	0.35	0.32	0.26	0.24
77	0.50	0.36	0.23	0.19	0.15	0.13	0.11	0.10
154	0.25	0.18	0.11	0.09	0.07	0.06	0.05	0.05

(3) 高調波流出電流の抑制対策の実施

(1)で算出された高調波流出電流が(2)の高調波流出電流の上限値をこえる場合は，必要に応じて，高調波流出電流が高調波流出電流の上限値以下となるよう対策を講じていただきます。

42 連 絡 体 制

(1) 需要者と当社の給電制御所等との間には，電力保安通信用電話設備を設置するものといたします。ただし，22キロボルトまたは33キロボルトの特別高圧電線路と連系する場合または当社の供給区域外にて受電設備を運転制御する場合等については，別途協議させていただきます。

(2) 特別高圧電線路と連系する場合には，当社の給電制御所等と需要者との間に，必要に応じ，系統運用上必要な情報が相互に交換できるようスーパービジョンおよびテレメータを設置していただきます。この場合，収集する情報は，原則として次の情報といたします。

情報種別	情報内容
スーパービジョン	連系用しゃ断器の開閉状態
	連系用断路器の開閉状態
	連系送電線用接地開閉器の開閉状態
	連系用しゃ断器を開放する線路保護リレーの動作状態
	受電用保護リレーの動作状態
	母線（または構内）保護リレーの動作状態
	ケーブル故障区間検出装置の動作状態
	受電自動切替装置の切替開閉器の状態
	連系用しゃ断器を開放する線路保護リレーの切替開閉器の状態
	連系用しゃ断器を開放する線路保護リレーの切替開閉器の異常表示
	線路側断路器の操作機能ロック状態
テレメータ	引込口（受電地点）の有効電力量
	引込口（受電地点）の有効電力
	引込口（受電地点）の無効電力
	連系する母線（引込口母線）の電圧

43 サイバーセキュリティ対策

自家用電気工作物（発電事業の用に供するものおよび小規模事業用電気工作物を除きます。）に係る遠隔監視システムおよび制御システムは，自家用電気工作物に係るサイバーセキュリティの確保に関するガイドラインに準拠した対策を講じていただきます。

別冊４　標準設計基準

別　冊　４

標 準 設 計 基 準

１　適　　用

この標準設計基準（以下「この基準」といいます。）は，本則Ⅷ（工事費の負担）に定める標準設計工事費の算定に適用いたします。ただし，地形上その他周囲の状況等からこの基準によりがたい場合で特別な施設を要するときは，この基準の規定にかかわらず技術的に適当と認められる特殊な設計により施設するものといたします。この場合，その設計を標準設計といたします。なお，この基準に明記されていない事項については，法令で定める技術基準その他の法令等または当社設計指針等にもとづき，技術的に適当と認められる設計によります。この場合，その設計を標準設計といたします。

２　単　　位

この基準においては，単位を次の記号で表示いたします。

単　　位	記　　号
ボ　ル　ト	Ｖ
キロボルト	ｋＶ
アンペア	Ａ
キロボルトアンペア	ｋＶＡ
メ　ー　ト　ル	ｍ
ミリメートル	ｍｍ
平方センチメートル	cm^2
平方ミリメートル	mm^2
ミリグラム	ｍｇ

３　低圧または高圧電線路

(1) 一般基準

イ　電圧降下の限度

低圧または高圧電線路における電圧降下の限度は，第１表の値を標準といたします。

第１表　　電圧降下の限度

公称電圧 / 地域区分	低　　圧		高　　圧
	100Ｖ	200Ｖ	6.6ｋＶ
変圧器のタップが一種類の地域	６Ｖ	20Ｖ	200Ｖ
変圧器のタップが複数混在する地域			340Ｖ

この場合の電線路とは，受電地点から受電地点に最も近い当社の発変電所の引出口までおよび供給地点から供給地点に最も近い当社の発変電所の引出口または供給用変圧器の引出側接続点までといたします。

ロ　経 過 地

低圧または高圧電線路の経過地は，用地事情および保守保安上に支障のない範囲において，電線路が最も経済的に施設できるよう選定いたします。

ハ　電線路の種類

低圧または高圧電線路は，架空電線路といたします。ただし，架空電線路とすることが法令上不可能な場合，または技術上，経済上もしくは地域的な事情により著しく困難な場合は，他の方法によります。

(2) 架空電線路

イ　施設方法

(ｲ) 低圧または高圧架空電線路は，単独の電線路の新設，他の架空電線路との併架，電線の張替え，または負荷の分割のうち，線路の保守保安に支障のない範囲で最も経済的な方法により施設いたします。

(ﾛ) 高圧架空電線路を単独に施設する場合は，原則として１回線といたします。

ロ　支持物の種類

低圧または高圧架空電線路の支持物の標準は，原則として工場打鉄筋コンクリート柱といたします。ただし，工場打鉄筋コンクリート柱を使用することが地形上または技術上適当でない場合は，他の支持物を使用いたします。

ハ　径　　間

低圧または高圧架空電線路の径間は，第２表の値を標準といたします。ただし，施設場所の状況により建造物，地形等の関係からこの値以外とすることがあります。

第２表　　径　　間

施 設 地 域	径　　間
市　街　地	30ｍ～40ｍ
そ　の　他	40ｍ～50ｍ

ニ　支持物の長さ

低圧または高圧架空電線路の支持物の長さは，施設場所の状況に応じて，根入れ，電線の弛度，装柱，他物との離隔等を考慮し，当社が第３

表から選定いたします。ただし，施設場所の状況により，第３表の長さ以外の支持物が必要な場合は，この長さ以外のものといたします。

第３表　　支持物の長さ

長　　さ（m）			
10	12	14	16

ホ　が い し

低圧または高圧架空電線路で使用するがいしは，第４表のものといたします。

第４表　　がいしの種類

	引通箇所	引留箇所
低圧引込	ＤＶ線引留がいし 縁廻しがいし	低圧引留がいし
低　　圧	低圧ピンがいし 低圧引留がいし	低圧引留がいし
高　　圧	高圧中実がいし	高圧耐張がいし

ヘ　電線の種類および太さ

(ｲ) 低圧または高圧架空電線には，絶縁電線（硬銅線）を使用いたします。ただし，技術上，経済上，硬銅線を使用することが適当でない場合は，アルミ線を使用することがあります。

(ﾛ) 電線の太さは，許容電流，電圧降下，短絡電流，機械的強度等を考慮して第５表の値を最低限度として第６表により選定いたします。

第５表　　架空電線の太さの最低限度

	心線の種類	太　　さ
低圧引込	硬　銅　線	直　径　2.6mm
低　　圧	硬　銅　線	直　径　4.0mm
高　　圧	硬　銅　線	直　径　5.0mm

（注）　低圧引込については，動力引込線等で諸条件を考慮して技術的に2.0mmが適当な場合は，第５表にかかわらず2.0mmを使用いたします。

第６表　　電線の種類，太さおよび許容電流

種類および太さ			低圧絶縁電線			高圧絶縁電線	
			引込用ビニル絶縁電線（ＤＶ２コより）	引込用ビニル絶縁電線（ＤＶ３コより）	屋外用ビニル絶縁電線（ＯＷ）	屋外用ポリエチレン絶縁電線（ＯＥ）	水密型屋外用架橋ポリエチレン絶縁電線（ＯＣＷ）
硬銅線	単線	2.6mm	38Ａ	34Ａ	－	－	－
		3.2mm	50Ａ	44Ａ	－	－	－
		4.0mm	－	－	78Ａ	－	－
		5.0mm	－	－	103Ａ	124Ａ	－
	より線	14mm^2	70Ａ	62Ａ	－	－	－
		22mm^2	92Ａ	80Ａ	－	－	－
		38mm^2	130Ａ	113Ａ	－	－	－
		60mm^2	174Ａ	152Ａ	206Ａ	－	300Ａ
		100mm^2	238Ａ	209Ａ	－	－	－
		125mm^2	－	－	－	－	490Ａ

（注）　単相３線式の引込線で使用する場合は，ＤＶ２コよりの許容電流を適用いたします。

ト　柱上変圧器の容量

柱上変圧器の容量は，第７表より技術上，経済上適正なものを選定い

たします。ただし，技術上，経済上，第７表の容量の柱上変圧器を使用することが適当でない場合は，他の容量の柱上変圧器を使用することがあります。

第７表　　柱上変圧器の容量

容　　量（ｋＶＡ）		
5	10	20
30	50	75

チ　開閉器の施設

高圧架空電線路の操作上，保守上必要な場合には，電線路の必要な箇所に，手動開閉器を施設いたします。ただし，技術上，経済上手動開閉器を施設することが適当でない場合には，他の種類の開閉器を施設することがあります。

リ　その他装柱，付属品等に関する事項

(ｲ) 低圧または高圧架空電線路の装柱は，複雑にならないように考慮し，原則として水平配列または垂直配列といたします。ただし，他の工作物，樹木等との離隔がとれない場合または技術上適当でない場合は，他の適当な装柱といたします。

(ﾛ) 支柱，支線柱等は，支持物強度の一部を安全に分担できる種類と長さのものを使用いたします。

(ﾊ) 変圧器の１次側に使用する開閉器には，高圧カットアウトを使用いたします。

(ﾆ) 変圧器，機器を取り付ける場合の接地工事は，実施設計を標準設計といたします。

(3) 地中電線路

イ　施設方法

低圧または高圧地中電線路の施設方法は，管路式を標準といたします。ただし，次の場合は，直接埋設式または暗きょ式によることがあります。

(ｲ) 直接埋設式

構内等で車両その他の重量物の圧力を受けるおそれがなく，かつ，再掘削が支障なく行なわれる場合

(ﾛ) 暗きょ式

構内等で当該線路を含めて多数のケーブルを同一場所に施設する場合および終端部等で必要な場合

ロ　ケーブルの種類および太さ

低圧または高圧地中電線路に使用するケーブルの種類および太さは，許容電流，電圧降下，短絡電流，施設方法等を考慮して第８表より選定いたします。ただし，技術上，経済上，銅ケーブル線を使用することが適当でない場合は，アルミケーブル線を使用することがあります。

なお，ケーブルの許容電流は，日本電線工業会規格に準じた算定方法に施設条件を考慮して算定いたします。

第８表　　ケーブルの種類

電　　圧	種　　類	導体種別	線心数	公称断面積（mm^2）
100Ｖまたは200Ｖ	架橋ポリエチレン絶縁ビニルシースケーブル	銅	2 3 4	14, 22, 60, 150, 250, 400
6.6ｋＶ	架橋ポリエチレン絶縁ビニルシースケーブル （トリプレックス型ＣＶ）	銅	3	22, 38, 60, 150, 250, 400

ハ　変圧器塔，開閉器，電気室および分岐接続体の施設

(ｲ) 変圧器塔は，地中配電線路において，変圧器を設置する場合に使用いたします。

(ﾛ) 開閉器は，地中配電線路の操作上，保守上必要な箇所に使用いたします。

(ﾊ) 電気室は，中高層集合住宅等で低圧引込線により供給することが技術上，保安上困難な場合，または将来困難になることが予想される場合に使用いたします。

(ﾆ) 分岐接続体は，ケーブルを分岐する場合に使用いたします。

(4) 特殊地域の施設

イ　塩害発生のおそれが多い地域に施設する電線路には，その規模に応じて耐塩がいし類，耐塩柱上変圧器その他技術上，経済上合理的な耐塩施設を設置いたします。

ロ　雷雨発生のおそれが多い地域に施設する電線路には，避雷器，アークホーンその他技術上，経済上合理的な耐雷施設を設置いたします。

ハ　雪害のおそれが多い地域に施設する電線路には，難着雪電線その他技術上，経済上合理的な耐雪施設を設置いたします。

4　特別高圧電線路

(1) 一般基準

イ　電圧降下の限度

電線路の電圧降下の限度は，第９表の値を標準といたします。

第９表　　電圧降下の限度

公　称　電　圧(kV)	22	33	77	154
電圧降下の限度(kV)	2	3	7	14

この場合の電線路とは，受電地点から受電地点に最も近い当社の発変電所の引出口までおよび供給地点から供給地点に最も近い当社の発変電所の引出口までといたします。

ロ　経過地等

電線路の分岐点の位置および経過地は，用地事情および保守保安上に支障のない範囲において，電線路が最も経済的に施設できるよう選定いたします。

ハ　電線路の種類

電線路は，架空電線路といたします。ただし，架空電線路とすることが法令上不可能な場合，または技術上，経済上もしくは地域的な事情により著しく困難な場合は，他の方法によります。

(2) 架空電線路

イ　施設方法

(ｲ) 架空電線路は，単独の電線路の新設，他の架空電線路との併架，電

線張替え等のうち，技術上または用地の確保が著しく困難な場合を除き，経済的な方法により施設いたします。

(ﾛ) 他の架空電線路と併架の場合の電線架線順位は，原則として電圧の高いものを上部とし，電圧の低いものを下部といたします。

ロ　支持物の種類

支持物の種類は，原則として鉄塔といたします。ただし，施設場所の状況等に応じ鉄筋コンクリート柱，パンザーマスト柱等の支持物を使用することがあります。

ハ　径　　間

径間は，第10表の値を標準といたします。

第10表　　径　　間

支持物の種類	径　　間
鉄　　塔	200m～350m
そ　の　他	70m～150m

ニ　電線間隔

電線間隔は，第11表の値を標準といたします。ただし，気象，地形条件または用地事情等により増減することがあります。

第11表　　電線間隔

鉄塔使用の場合　　（単位：m）

公称電圧		33kV以下		77kV		154kV	
		懸垂	耐張	懸垂	耐張	懸垂	耐張
1回線	a	1.35	1.55	2.0	2.1	3.5	3.5
	b	3.0	3.6	4.0	4.2	7.0	7.0
	c	―	―	2.4	3.3	4.0	6.5
	d	1.8	1.8	3.0	2.5	4.5	4.1
2回線	a	2.8	3.1	4.0	4.2	7.0	7.0
	b	2.9	3.3	4.0	4.2	7.0	7.0
	c	3.0	3.4	4.0	4.2	7.0	7.0
	d	―	―	2.4	3.3	4.0	6.5
	e	1.8	1.8	3.0	2.5	4.5	4.1
	f	1.8	1.8	3.0	2.5	4.5	4.1

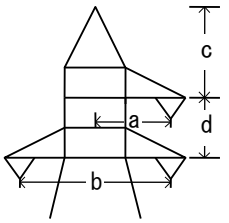

1回線(懸垂)

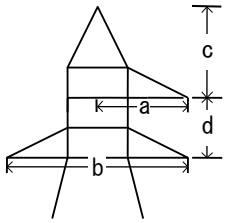

1回線(耐張)

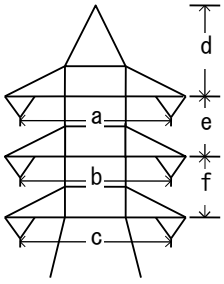

2回線(懸垂)

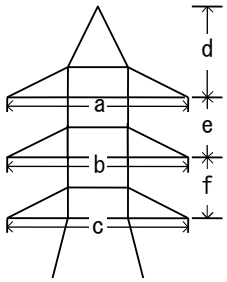

2回線(耐張)

ホ　が い し

(ｲ) がいしは，懸垂がいし，長幹がいし，長幹支持がいし，ＬＰがいし

またはＳＰがいしを使用いたします。

(ﾛ) 懸垂がいしの連結個数は，第12表の値を標準といたします。また，その他のがいしを使用する場合も，これに準じます。

第12表　　懸垂がいし（直径250㎜）連結個数

塩分付着密度 (mg／cm^2)		0.063	0.125	0.25	0.5	海水のしぶきを直接かぶる地区	
						懸垂	耐張
公称電圧 (kV)	22	2	2	2	2	3	3
	33	3	3	3	3	4	4
	77	6	6	6	7	10	8
	154	10	11	12	14	19	16

(注)　工場地帯等のとくに煙じん汚損の程度が著しいところに設置する場合は，上記の個数にさらに１または２個追加することがあります。

(ﾊ) 原則としてアークホーンを取り付けます。

ﾍ　電線の種類および太さ

(ｲ) 電線の種類は，原則としてアルミ覆鋼心アルミより線，またはアルミ覆鋼心耐熱アルミ合金より線といたします。ただし，腐食のおそれがある場合等特別の場合には，他の適当な電線を使用することがあります。

(ﾛ) 電線の太さは，第13表のうち，許容電流，電圧降下，短絡電流，機械的強度等を考慮して必要最小の太さのものを使用いたします。ただし，他の支持物に併架する場合は，弛度の関係上既設架空電線と協調する太さのものを使用することがあります。

第13表　　電線の太さおよび許容電流

アルミ覆鋼心アルミより線		アルミ覆鋼心耐熱アルミ合金より線	
公称断面積	許容電流	公称断面積	許容電流
－	－	1,160mm^2	2,611A
－	－	810mm^2	2,031A
－	－	610mm^2	1,706A
410mm^2	846A	410mm^2	1,349A
240mm^2	608A		
160mm^2	467A		
80mm^2	298A		

（注）アルミ覆鋼心アルミより線80mm^{2}は，上位電線と併架する場合および塩害または重化学工業による腐食のおそれがある地域には使用いたしません。

ト　架空地線

(ｲ) 架空地線は，原則として１条を施設いたします。

(ﾛ) 架空地線の種類および太さは，機械的強度上または電磁誘導障害対策上とくに必要のある場合および腐食のおそれのある場合等特別の場合を除き，その線路の設計条件にもとづいて第14表から選定いたします。

第14表　　架空地線

地 線 種 類	太 さ（mm^2）
アルミ覆鋼より線	55,70

チ　地 上 高

電線の最低地上高は，建造物等との離隔を考慮し，第15表の値を標準

といたします。ただし，施設場所における建造物等の状況から，この値以外とすることがあります。

第15表　　電線の最低地上高

公称電圧 / 地域	33kV以下	77kV	154kV
高層化地域，高層化が予想される地域	22m	23m	24m
市街化区域，および都市周辺部で建造物が密集している地域，または密集が予想される地域	18m	19m	20m
市街化調整区域，および村落の周辺部で耕作地が多く，建造物が散在する地域で人の往来の多い箇所	15m	16m	17m
山地・山林地域	樹種・樹高により個別設定		

リ　そ の 他

搬送波の重畳されている電線路から分岐電線路を施設する場合は，原則として搬送波を阻止するライントラップを施設いたします。

(3) 地中電線路

イ　施設方法

地中電線路の施設方法は，管路式を標準とし，原則として予備孔（点検孔）１孔を設けます。ただし，構内等で当該線路を含めて多数のケーブルを同一場所に施設する場合および終端部等で必要な場合は，暗きょ式によることがあります。

ロ　ケーブルの種類および太さ

ケーブルの種類および太さは，許容電流，電圧降下，短絡電流，施設方法等を考慮して，原則として第16表により選定いたします。

なお，ケーブルの許容電流は，日本電線工業会規格に準じた算定方法に施設条件を考慮して算定いたします。

第16表　　ケーブルの種類および太さ

公称電圧	22kV	33kV	77kV		154kV	
種類	CVｹｰﾌﾞﾙ	CVｹｰﾌﾞﾙ	CVｹｰﾌﾞﾙ		CVｹｰﾌﾞﾙ	
線心数	ﾄﾘﾌﾟﾚｯｸｽ	ﾄﾘﾌﾟﾚｯｸｽ	ﾄﾘﾌﾟﾚｯｸｽ	単心	ﾄﾘﾌﾟﾚｯｸｽ	単心
	60	60	80	600	200	200
	100	100	100	800	250	250
公	150	150	150	1,000	325	325
称	200	200	200	1,200	400	400
断	250	250	250	1,500	－	600
面	325	325	325	2,000	－	800
積	400	400	400	2,500	－	1,000
(mm^2)	600	600	600	－	－	1,200
	－	－	－	－	－	1,500
	－	－	－	－	－	2,000
	－	－	－	－	－	2,500

ハ　そ の 他

(ｲ) 架空地中混用および途中分岐する電線路には，故障区間検出装置を施設する場合があります。

(ﾛ) 架空地中混用電線路で雷サージによってケーブルが損傷するおそれがある場合は，避雷器を施設いたします。

５　変 電 設 備

(1) 一般基準

電線路の引出口設備は，その変電所の他の設備に準じて施設いたします。ただし，スペース上制約がある場合等は，他の方法によります。

(2) 結線方法

結線方法および主要機器取付台数は，第17表を標準といたします。

第17表　　結線方法および主要機器取付台数

区分		結線方法	機器名	台数
特別高圧	①単母線	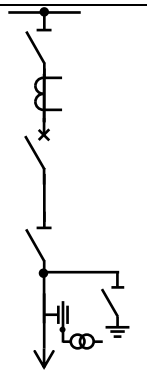	しゃ断器 断路器 変流器 検圧装置 配電盤	1台 2台 3台 1台 1式
	②複母線	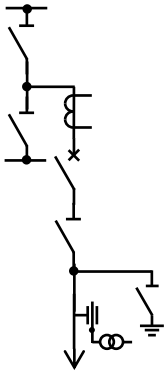	しゃ断器 断路器 変流器 検圧装置 配電盤	1台 3台 3台 1台 1式

区分		結線方法	機器名	台数
高圧	③単母線	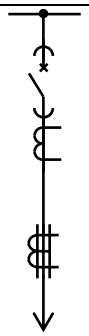	しゃ断器 変流器 零相変流器 配電盤	1台 2台 1台 1式
	④補助母線付	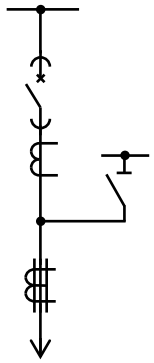	しゃ断器 断路器 変流器 零相変流器 配電盤	1台 1台 2台 1台 1式
	⑤1 1/2母線	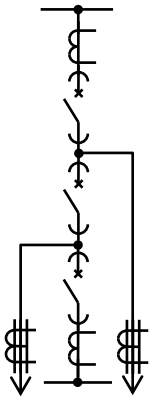	しゃ断器 変流器 零相変流器 配電盤	3台 4台 2台 1式

(注) 1　①の場合で，しゃ断器が引出式のときには，断路器が２台省略されます。
2　②の場合で，しゃ断器が引出式のときには，断路器が１台省略されます。
3　①，②の場合は，接地装置を線路側に１台設置することを原則といたします。ただし，ガス絶縁開閉装置を使用する場合は，しゃ断器の両端にも設置することがあります。
4　⑤は２線路分の引出口を示します。

<table>
<tr><td rowspan="3">凡
例</td><td colspan="2">しゃ断器</td><td>断路器</td><td>接地装置</td></tr>
<tr><td> </td><td>
(引出式)</td><td> </td><td> </td></tr>
<tr><td>変流器</td><td>零相
変流器</td><td>検圧装置</td><td></td></tr>
<tr><td> 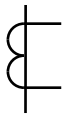 </td><td> 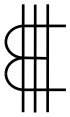 </td><td> 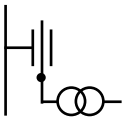 </td><td></td></tr>
</table>

(3) しゃ断器，断路器および変流器

イ　しゃ断器，断路器および変流器は，当社で一般的に使用しているもののうち，その回路電圧に応じ最大負荷時の電流および現に構成され，また将来構成されることが予定されている系統構成について計算した短絡電流から判断して，必要最小のものを使用いたします。

ロ　将来の系統構成は，原則として５年程度を目標といたします。

(4) 検圧装置

検圧装置は，当社で一般的に使用しているもののうち，その回路電圧に応じ使用負担から判断して，必要最小のものを使用いたします。

(5) 配 電 盤

配電盤には，原則として電流計，しゃ断器操作用スイッチおよび運転に必要な器具を取り付けます。また，必要に応じ電力計，無効電力計，電圧計等を取り付けます。

(6) 保護装置

電線路に短絡または地絡を生じた場合に自動的に電路をしゃ断するため

の必要な装置を取り付けます。

なお，電線路のすべてが地中電線路である特別高圧電線路の場合を除き，原則として自動再閉路継電装置を施設いたします。

６　電力保安通信設備

(1) 電力保安通信用電話設備

イ　一般基準

(ｲ) 電力保安通信用電話設備は，法令で定めるところにより施設いたします。

(ﾛ) 電力保安通信用電話設備は，架空電話線または地中電話線のうち，保安上の重要度および経済性を考慮し，適当な方法により施設いたします。

ロ　架空電話線

(ｲ) 光ファイバケーブルは，４心を標準とし，架空電線路への添架により施設いたします。また，光通信装置をあわせて施設いたします。

(ﾛ) 通信用ケーブルは，ポリエチレン絶縁ビニル被覆通信ケーブル（0.9㎜×５対）を標準とし，原則として35ｋＶ未満の架空電線路への添架により施設いたします。

ハ　地中電話線

(ｲ) 光ファイバケーブルは，４心を標準とし，地中電線路の施設方法に準じて施設いたします。また，光通信装置をあわせて施設いたします。

(ﾛ) 通信用ケーブルは，ポリエチレン絶縁ポリエチレン被覆通信ケーブル（0.9㎜×５対）を標準とし，地中電線路の施設方法に準じて施設いたします。

ニ　呼出方式

電力保安通信用電話設備における呼出方式は，ダイヤル呼出方式を標準といたします。

(2) 電力保安通信用信号設備

電力保安通信用信号設備は，電力系統の保護および運転上必要な場合に技術的および経済的に適当な方法により施設いたします。

なお，この場合，(1)ロまたはハに準じて施設いたします。

(3) 保安装置

保安装置は，保安の必要に応じて施設いたします。

電気事業法施行規則第19条第２項の規定に基づく添付書類

１　変更を必要とする理由

２　託送供給等約款の変更の内容および新旧比較表

３　工事に関する費用の負担に関する算出の根拠および決定の方法に関する説明書

１　変更を必要とする理由

変更を必要とする理由

このたび当社は，第 52 回総合資源エネルギー調査会省エネルギー・新エネルギー分科会／電力・ガス事業分科会再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会(2023 年６月 21 日開催)において，混雑緩和希望者提起による系統増強プロセス（以下「混雑緩和プロセス」といいます。）における費用負担について，系統増強を希望した発電事業者の負担を基本とした上で，混雑緩和プロセスによる系統増強が一般送配電事業者の計画している設備更新と同調できるなど，一般送配電事業者の受益と評価できる部分については，一般負担として控除する整理がなされたことおよび第 69 回広域系統整備委員会（2023 年８月９日開催）において，混雑緩和プロセスにかかる手続き，開始検討料やプロセス参加者に求める保証金について，従来の一括検討プロセスと同等に設定する整理がなされたことを踏まえ，当該内容を供給条件に反映するべく，託送供給等約款を変更することといたしました。

また，第 72 回総合資源エネルギー調査会電力・ガス事業分科会電力・ガス基本政策小委員会（2024 年３月 29 日開催）において，2025 年４月１日までに託送料金における災害時の特別な措置を託送供給等約款等において規定する整理がなされたことを踏まえ，当該内容を供給条件に反映するべく，託送供給等約款を変更することといたしました。

さらに，電力・ガス取引監視等委員会第 100 回制度設計専門会合（2024 年８月 27 日開催）において，2025 年３月 31 日をもって系統連系受電サービス料金に対する制限中止割引を廃止する整理がなされたことを踏まえ，当該内容を供給条件に反映するべく，託送供給等約款を変更することといたしました。

つきましては，電気事業法第 18 条第 1 項の規定にもとづき，ここに託送供給等約款の変更を申請する次第であります。

２　託送供給等約款の変更の内容および新旧比較表

託送供給等約款の変更の内容

託送供給等約款の変更につきましては，混雑緩和プロセスにおける費用負担等について整理がなされたこと，託送料金における災害時の特別な措置を託送供給等約款に規定すると整理がなされたこと，系統連系受電サービス料金に対する制限中止割引を廃止する整理がなされたことを踏まえ，必要となる変更を行なうとともに，その他の今日的見直しをいたしました。

託 送 供 給 等 約 款 新 旧 比 較 表

託送供給等約款 （2024 年 10 月 1 日実施）	託送供給等約款（案） （2025 年 4 月 1 日実施予定）
託　送　供　給　等　約　款	託　送　供　給　等　約　款
~~２０２４年１０月１日~~実施	２０２５年４月１日実施
中部電力パワーグリッド株式会社	中部電力パワーグリッド株式会社

託送供給等約款 （2024 年 10 月 1 日実施）	託送供給等約款（案） （2025 年 4 月 1 日実施予定）

目　　次

Ⅰ　総　　則 …… 1
1　適　　用 …… 1
2　約款の~~届出~~および変更 …… 2
3　定　　義 …… 3
4　代表契約者の選任 …… 10
5　託送供給等に係る取扱い …… 11
6　単位および端数処理 …… 11
7　そ　の　他 …… 12

Ⅱ　契約の申込み …… 13
8　契約の要件 …… 13
9　検討および契約の申込み …… 20
10　契約の成立および契約期間 …… 32
11　託送供給等の開始 …… 34
12　託送供給等の準備に対する協力 …… 34
13　電気方式，電圧および周波数 …… 35
14　発電場所および需要場所 …… 37
15　契約および託送供給等の単位 …… 41
16　承諾の限界 …… 46
17　契約書の作成 …… 47

Ⅲ　サービスおよび料金 …… 48
18　サ ー ビ ス …… 48
19　料　　金 …… 48
20　接続送電サービス …… 51
21　臨時接続送電サービス …… 87
22　予備送電サービス …… 99
23　系統連系受電サービス …… 101
24　発電量調整受電計画差対応電力 …… 108
25　接続対象計画差対応電力 …… 110
26　需要抑制量調整受電計画差対応電力 …… 111
27　給電指令時補給電力 …… 112

Ⅳ　料金の算定および支払い …… 115
28　料金の適用開始の時期 …… 115
29　検　針　日 …… 115
30　料金の算定期間 …… 117

目　　次

Ⅰ　総　　則 …… 1
1　適　　用 …… 1
2　約款の認可および変更 …… 2
3　定　　義 …… 3
4　代表契約者の選任 …… 10
5　託送供給等に係る取扱い …… 11
6　単位および端数処理 …… 11
7　そ　の　他 …… 12

Ⅱ　契約の申込み …… 13
8　契約の要件 …… 13
9　検討および契約の申込み …… 20
10　契約の成立および契約期間 …… 32
11　託送供給等の開始 …… 34
12　託送供給等の準備に対する協力 …… 34
13　電気方式，電圧および周波数 …… 35
14　発電場所および需要場所 …… 37
15　契約および託送供給等の単位 …… 41
16　承諾の限界 …… 46
17　契約書の作成 …… 47

Ⅲ　サービスおよび料金 …… 48
18　サ ー ビ ス …… 48
19　料　　金 …… 48
20　接続送電サービス …… 51
21　臨時接続送電サービス …… 87
22　予備送電サービス …… 99
23　系統連系受電サービス …… 101
24　発電量調整受電計画差対応電力 …… 108
25　接続対象計画差対応電力 …… 110
26　需要抑制量調整受電計画差対応電力 …… 111
27　給電指令時補給電力 …… 112

Ⅳ　料金の算定および支払い …… 115
28　料金の適用開始の時期 …… 115
29　検　針　日 …… 115
30　料金の算定期間 …… 117

託送供給等約款 （2024 年 10 月 1 日実施）	託送供給等約款（案） （2025 年 4 月 1 日実施予定）
31　計　　量 …… 119 32　電力および電力量の算定 …… 119 33　損　失　率 …… 147 34　料金の算定 …… 147 35　支払義務の発生および支払期日 …… 154 36　料金その他の支払方法 …… 156 37　保　証　金 …… 161 38　連 帯 責 任 …… 165 **Ⅴ　供　　給** …… 166 39　託送供給等の実施 …… 166 40　受電および供給の中止 …… 170 41　給電指令の実施等 …… 171 42　受電および供給の中止または給電指令の実施にともなう金銭決済 … 172 43　適正契約の保持等 …… ~~177~~ 44　契約超過金 …… ~~177~~ 45　力率の保持 …… ~~183~~ 46　発電場所および需要場所への立入りによる業務の実施 …… ~~184~~ 47　託送供給等にともなう技術要件等 …… ~~185~~ 48　託送供給等の停止 …… ~~185~~ 49　託送供給等の停止の解除 …… ~~188~~ 50　託送供給停止期間中の料金 …… ~~188~~ 51　違　約　金 …… ~~188~~ 52　損害賠償の免責 …… ~~189~~ 53　設備の賠償 …… ~~190~~ **Ⅵ　契約の変更および終了** …… ~~191~~ 54　契約の変更 …… ~~191~~ 55　名義の変更 …… ~~194~~ 56　契約の廃止 …… ~~194~~ 57　供給開始後の契約の消滅または変更にともなう料金および 工事費の精算 …… ~~196~~ 58　解　約　等 …… ~~203~~ 59　契約消滅後の債権債務関係 …… ~~207~~ **Ⅶ　受電および供給の方法ならびに工事** …… ~~208~~ 60　受電地点，供給地点および施設 …… ~~208~~ 61　架空引込線 …… ~~210~~ 62　地中引込線 …… ~~212~~ 63　連接引込線等 …… ~~214~~ 64　中高層集合住宅等における受電方法および供給方法 …… ~~215~~	31　計　　量 …… 119 32　電力および電力量の算定 …… 119 33　損　失　率 …… 147 34　料金の算定 …… 147 35　支払義務の発生および支払期日 …… 154 36　料金その他の支払方法 …… 156 37　保　証　金 …… 161 38　連 帯 責 任 …… 165 **Ⅴ　供　　給** …… 166 39　託送供給等の実施 …… 166 40　受電および供給の中止 …… 170 41　給電指令の実施等 …… 171 42　受電および供給の中止または給電指令の実施にともなう金銭決済 … 172 43　適正契約の保持等 …… 174 44　契約超過金 …… 175 45　力率の保持 …… 180 46　発電場所および需要場所への立入りによる業務の実施 …… 181 47　託送供給等にともなう技術要件等 …… 182 48　託送供給等の停止 …… 183 49　託送供給等の停止の解除 …… 185 50　託送供給停止期間中の料金 …… 185 51　違　約　金 …… 185 52　損害賠償の免責 …… 186 53　設備の賠償 …… 187 **Ⅵ　契約の変更および終了** …… 188 54　契約の変更 …… 188 55　名義の変更 …… 192 56　契約の廃止 …… 192 57　供給開始後の契約の消滅または変更にともなう料金および 工事費の精算 …… 195 58　解　約　等 …… 202 59　契約消滅後の債権債務関係 …… 205 **Ⅶ　受電および供給の方法ならびに工事** …… 206 60　受電地点，供給地点および施設 …… 206 61　架空引込線 …… 208 62　地中引込線 …… 210 63　連接引込線等 …… 212 64　中高層集合住宅等における受電方法および供給方法 …… 213

託送供給等約款 （2024 年 10 月 1 日実施）	託送供給等約款（案） （2025 年 4 月 1 日実施予定）
65　引込線の接続……215 66　計量器等の取付け……215 67　専用供給設備……217 68　電流制限器の取付け……219 **Ⅷ　工事費の負担**……220 69　工事費の負担方法……220 70　受電地点への供給設備の工事費負担金……223 71　受電用計量器等の工事費負担金……228 72　会社間連系設備の工事費負担金……229 73　一般供給設備の工事費負担金……229 74　供給地点への特別供給設備の工事費負担金……234 75　供給地点への供給設備を変更する場合の工事費負担金……235 76　供給地点への特別供給設備等の工事費の算定……236 77　工事費負担金の申受けおよび精算……240 78　託送供給等の開始に至らないで契約を廃止または変更される場合の費用の申受け……243 79　臨時工事費……244 80　工事費負担金契約等の締結……245 **Ⅸ　保　　安**……246 81　保安の責任……246 82　保安等に対する発電者および需要者の協力等……246 83　調　　査……247 84　調査等の委託……248 85　調査に対する需要者の協力……248 86　検査または工事の受託……248 87　自家用電気工作物……249 **附　　則** **別　　表**	65　引込線の接続……213 66　計量器等の取付け……213 67　専用供給設備……215 68　電流制限器の取付け……217 **Ⅷ　工事費の負担**……218 69　工事費の負担方法……218 70　受電地点への供給設備の工事費負担金……221 71　受電用計量器等の工事費負担金……227 72　会社間連系設備の工事費負担金……227 73　一般供給設備の工事費負担金……227 74　供給地点への特別供給設備の工事費負担金……232 75　供給地点への供給設備を変更する場合の工事費負担金……234 76　供給地点への特別供給設備等の工事費の算定……234 77　工事費負担金の申受けおよび精算……238 78　託送供給等の開始に至らないで契約を廃止または変更される場合等の費用の申受け……241 79　臨時工事費……243 80　工事費負担金契約等の締結……244 **Ⅸ　保　　安**……245 81　保安の責任……245 82　保安等に対する発電者および需要者の協力等……245 83　調　　査……246 84　調査等の委託……247 85　調査に対する需要者の協力……247 86　検査または工事の受託……247 87　自家用電気工作物……248 **附　　則** **別　　表**

託送供給等約款 （2024 年 10 月 1 日実施）	託送供給等約款（案） （2025 年 4 月 1 日実施予定）
Ⅰ　総　　則	**Ⅰ　総　　則**
2　約款の~~届出~~および変更 (1) この約款は，電気事業法第18条第~~5~~項の規定にもとづき，経済産業大臣~~に届け出た~~ものです。 (2) （略）	**2　約款の認可および変更** (1) この約款は，電気事業法第18条第1項の規定にもとづき，経済産業大臣の認可を受けたものです。 (2) （略）
Ⅱ　契約の申込み	**Ⅱ　契約の申込み**
9　検討および契約の申込み 契約者が新たに接続供給契約もしくは振替供給契約を希望される場合，発電契約者が新たに発電量調整供給契約を希望される場合，発電者（当社と特定契約を締結する発電者〔発電契約者が発電者との間で電力受給に関する契約を締結している場合を除きます。〕を除きます。）が新たに系統連系受電契約を希望される場合または需要抑制契約者が新たに需要抑制量調整供給契約を希望される場合は，あらかじめこの約款を承認のうえ，次の手続きにより，契約者，発電契約者または需要抑制契約者から申込みをしていただきます。 (1)～(4)　（略） (5) 当社は，接続供給契約（受電地点〔会社間連系点の場合に限ります。〕に係る事項に限ります。）または振替供給契約の申込みについて，当日等の利用分および翌日等の利用分に限り，(4)に定める様式以外で当社が指定した方法により契約者に申込みをしていただくことがあります。また，当社は，受給契約等にもとづく連系線の利用に係る事項（当社以外の一般送配電事業者の連系線の利用に係る事項を含みます。）について，当社が指定した方法により契約者に提出していただくことがあります。この場合，当該申込み方法による申込みに係る託送供給の実施または受給契約等にもとづく連系線の利用に係る事項の提出にともなって必要となる事項に関する契約（以下「契約者に係る基本契約」といいます。）を当社とあらかじめ締結していただきます。 なお，契約者に係る基本契約の契約期間は，契約者と当社との協議が~~整った~~日から１年間とし，契約期間満了に先だって契約内容に変更がない場合は，契約期間満了後も１年ごとに同一条件で継続されるものといたします。 また，当社は，契約者に係る基本契約で定める事項について，基本契約書（当社所定の様式によっていただきます。）を作成いたします。 (6) 当社は，受給契約等にもとづく連系線の利用に係る事項（当社以外の一般送配電事業者の連系線の利用に係る事項を含みます。）について，当社が指定した方法により発電契約者に提出していただくことがあります。この場合，受給契約等にもとづく連系線の利用に係る事項の提出にともなって必要となる事項に関する契約（以下「発電契約者に係る基本契約」といいます。）を当社とあらかじめ締結していただきます。 なお，発電契約者に係る基本契約の契約期間は，発電契約者と当社との協議が~~整った~~日から１年間とし，契約期間満了に先だって契約内容に変更がない場合は，契約期間満了後も１年ごとに同一条件で継続されるものといたします。 また，当社は，発電契約者に係る基本契約で定める事項について，基本契約書（当社所定の様式によっていただきます。）を作成いたします。 (7) 当社は，受給契約等にもとづく連系線の利用に係る事項（当社以外の一般送配電事業者の連系	**9　検討および契約の申込み** 契約者が新たに接続供給契約もしくは振替供給契約を希望される場合，発電契約者が新たに発電量調整供給契約を希望される場合，発電者（当社と特定契約を締結する発電者〔発電契約者が発電者との間で電力受給に関する契約を締結している場合を除きます。〕を除きます。）が新たに系統連系受電契約を希望される場合または需要抑制契約者が新たに需要抑制量調整供給契約を希望される場合は，あらかじめこの約款を承認のうえ，次の手続きにより，契約者，発電契約者または需要抑制契約者から申込みをしていただきます。 (1)～(4)　（略） (5) 当社は，接続供給契約（受電地点〔会社間連系点の場合に限ります。〕に係る事項に限ります。）または振替供給契約の申込みについて，当日等の利用分および翌日等の利用分に限り，(4)に定める様式以外で当社が指定した方法により契約者に申込みをしていただくことがあります。また，当社は，受給契約等にもとづく連系線の利用に係る事項（当社以外の一般送配電事業者の連系線の利用に係る事項を含みます。）について，当社が指定した方法により契約者に提出していただくことがあります。この場合，当該申込み方法による申込みに係る託送供給の実施または受給契約等にもとづく連系線の利用に係る事項の提出にともなって必要となる事項に関する契約（以下「契約者に係る基本契約」といいます。）を当社とあらかじめ締結していただきます。 なお，契約者に係る基本契約の契約期間は，契約者と当社との協議がととのった日から１年間とし，契約期間満了に先だって契約内容に変更がない場合は，契約期間満了後も１年ごとに同一条件で継続されるものといたします。 また，当社は，契約者に係る基本契約で定める事項について，基本契約書（当社所定の様式によっていただきます。）を作成いたします。 (6) 当社は，受給契約等にもとづく連系線の利用に係る事項（当社以外の一般送配電事業者の連系線の利用に係る事項を含みます。）について，当社が指定した方法により発電契約者に提出していただくことがあります。この場合，受給契約等にもとづく連系線の利用に係る事項の提出にともなって必要となる事項に関する契約（以下「発電契約者に係る基本契約」といいます。）を当社とあらかじめ締結していただきます。 なお，発電契約者に係る基本契約の契約期間は，発電契約者と当社との協議がととのった日から１年間とし，契約期間満了に先だって契約内容に変更がない場合は，契約期間満了後も１年ごとに同一条件で継続されるものといたします。 また，当社は，発電契約者に係る基本契約で定める事項について，基本契約書（当社所定の様式によっていただきます。）を作成いたします。 (7) 当社は，受給契約等にもとづく連系線の利用に係る事項（当社以外の一般送配電事業者の連系

託送供給等約款 （2024 年 10 月 1 日実施）	託送供給等約款（案） （2025 年 4 月 1 日実施予定）
線の利用に係る事項を含みます。）について，当社が指定した方法により需要抑制契約者に提出していただくことがあります。この場合，受給契約等にもとづく連系線の利用に係る事項の提出にともなって必要となる事項に関する契約（以下「需要抑制契約者に係る基本契約」といいます。）を当社とあらかじめ締結していただきます。 なお，需要抑制契約者に係る基本契約の契約期間は，需要抑制契約者と当社との協議が整った日から１年間とし，契約期間満了に先だって契約内容に変更がない場合は，契約期間満了後も１年ごとに同一条件で継続されるものといたします。 また，当社は，需要抑制契約者に係る基本契約で定める事項について，基本契約書（当社所定の様式によっていただきます。）を作成いたします。	線の利用に係る事項を含みます。）について，当社が指定した方法により需要抑制契約者に提出していただくことがあります。この場合，受給契約等にもとづく連系線の利用に係る事項の提出にともなって必要となる事項に関する契約（以下「需要抑制契約者に係る基本契約」といいます。）を当社とあらかじめ締結していただきます。 なお，需要抑制契約者に係る基本契約の契約期間は，需要抑制契約者と当社との協議がととのった日から１年間とし，契約期間満了に先だって契約内容に変更がない場合は，契約期間満了後も１年ごとに同一条件で継続されるものといたします。 また，当社は，需要抑制契約者に係る基本契約で定める事項について，基本契約書（当社所定の様式によっていただきます。）を作成いたします。
15　契約および託送供給等の単位 (1)～(3)　（略） (4) 発電量調整供給の場合，当社は，原則として，あらかじめ定めた発電場所（発電場所が複数ある場合は，同一の一般送配電事業者の供給設備に接続するものといたします。）および発電バランシンググループについて，１発電量調整供給契約を結びます。また，当社は，当社が特定契約を締結している場合（発電契約者が発電者との間で電力受給に関する契約を締結している場合を除きます。）を除き，原則として，あらかじめ定めた発電場所について，１系統連系受電契約を結びます。 なお，低圧の受電地点に係る発電場所および当社または当社の供給区域で事業を営む配電事業者が指定する系統運用上必要な調整機能を有する発電設備等であって別途当社または当社の供給区域で事業を営む配電事業者と調整に関する契約を締結する設備（極短周期成分に対応する周波数制御用の調整機能のみを提供する場合を除きます。以下「調整電源」といいます。）に該当する発電場所は，原則として１発電バランシンググループに属するものといたします。この場合，調整電源に該当する発電場所は，原則として発電場所ごとに発電バランシンググループを設定していただきます。 また，再生可能エネルギー発電設備（再生可能エネルギー特別措置法第２条第２項に定める再生可能エネルギー発電設備をいいます。ただし，特定契約により再生可能エネルギー電気を供給する事業に係る発電設備に限ります。）の受電地点に係る発電場所が発電バランシンググループに含まれる場合は，次のとおりといたします。 イ～ハ　（略） (5)　（略）	**15　契約および託送供給等の単位** (1)～(3)　（略） (4) 発電量調整供給の場合，当社は，原則として，あらかじめ定めた発電場所（発電場所が複数ある場合は，同一の一般送配電事業者の供給設備に接続するものといたします。）および発電バランシンググループについて，１発電量調整供給契約を結びます。また，当社は，当社が特定契約を締結している場合（発電契約者が発電者との間で電力受給に関する契約を締結している場合を除きます。）を除き，原則として，あらかじめ定めた発電場所について，１系統連系受電契約を結びます。 なお，低圧の受電地点に係る発電場所および当社または当社の供給区域で事業を営む配電事業者が指定する系統運用上必要な調整機能を有する発電設備等であって別途当社または当社の供給区域で事業を営む配電事業者と調整に関する契約を締結する設備（極短周期成分に対応する周波数制御用の調整機能のみを提供する場合を除きます。以下「調整電源」といいます。）に該当する発電場所は，原則として１発電バランシンググループに属するものといたします。この場合，調整電源に該当する発電場所は，原則として発電場所ごとに発電バランシンググループを設定していただきます。 また，再生可能エネルギー発電設備（再生可能エネルギー特別措置法第２条第２項に定める再生可能エネルギー発電設備をいいます。ただし，特定契約により再生可能エネルギー電気を供給する事業に係る発電設備等に限ります。）の受電地点に係る発電場所が発電バランシンググループに含まれる場合は，次のとおりといたします。 イ～ハ　（略） (5)　（略）
Ⅲ　サービスおよび料金	**Ⅲ　サービスおよび料金**
20　接続送電サービス (1)～(4)　（略） (5)　１年を通じての最大需要電力等が夜間時間に発生する場合の取扱い 高圧または特別高圧で供給する場合で，需要者が昼間時間から夜間時間への負荷移行を行なった結果，１年間を通じての最大の接続供給電力が夜間時間に発生し，かつ，契約者が標準接続送電サービスまたは時間帯別接続送電サービスの適用を受け，契約者と当社との協議が整ったときのその供給地点の各月の接続送電サービス料金は，(3)によって算定された金額からイによって算定された金額（以下「ピークシフト割引額」といいます。）を差し引いたものといたします。	**20　接続送電サービス** (1)～(4)　（略） (5)　１年を通じての最大需要電力等が夜間時間に発生する場合の取扱い 高圧または特別高圧で供給する場合で，需要者が昼間時間から夜間時間への負荷移行を行なった結果，１年間を通じての最大の接続供給電力が夜間時間に発生し，かつ，契約者が標準接続送電サービスまたは時間帯別接続送電サービスの適用を受け，契約者と当社との協議がととのったときのその供給地点の各月の接続送電サービス料金は，(3)によって算定された金額からイによって算定された金額（以下「ピークシフト割引額」といいます。）を差し引いたものといたします。

託送供給等約款 （2024 年 10 月 1 日実施）	託送供給等約款（案） （2025 年 4 月 1 日実施予定）
イ～ハ　（略）	イ～ハ　（略）
23　系統連系受電サービス (1)　（略） (2) 系統連系受電課金対象電力 各月の系統連系受電課金対象電力は，次によって受電地点ごとに，発電バランシンググループごとに定めます。 イ～ロ　（略） ハ イおよびロにおいて，系統連系受電課金対象電力の算定上，次のものについても接続送電サービス契約電力１キロワットとみなします。 (ｲ)～(ﾆ)　（略） (ﾎ)　附則４（揚水発電設備等が設置された需要場所に接続供給を行なう場合の特別措置）の適用を受けている場合の接続供給課金対象電力（揚水発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は，１接続送電サービスまたは１臨時接続送電サービスを適用したときの接続供給課金対象電力といたします。）１キロワット (3)　（略）	**23　系統連系受電サービス** (1)　（略） (2) 系統連系受電課金対象電力 各月の系統連系受電課金対象電力は，次によって受電地点ごとに，発電バランシンググループごとに定めます。 イ～ロ　（略） ハ イおよびロにおいて，系統連系受電課金対象電力の算定上，次のものについても接続送電サービス契約電力１キロワットとみなします。 (ｲ)～(ﾆ)　（略） (ﾎ)　附則４（揚水発電設備等が設置された需要場所に接続供給を行なう場合の特別措置）の適用を受けている場合の接続供給課金対象電力（揚水発電設備または蓄電池〔以下「揚水発電設備等」といいます。〕に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は，１接続送電サービスまたは１臨時接続送電サービスを適用したときの接続供給課金対象電力といたします。）１キロワット (3)　（略）
Ⅴ　供　　給	**Ⅴ　供　　給**
42　受電および供給の中止または給電指令の実施にともなう金銭決済 (1)～(2)　（略） ~~(3) 当社は，発電量調整供給において，40（受電および供給の中止）または41（給電指令の実施等）(2)イ，ロ，ホ，ヘ，トもしくは(3)によって，発電者の発電もしくは放電を制限し，または中止した場合には，次の割引を行ない料金を算定いたします。ただし，その原因が契約者，発電契約者，発電者または需要者の責めとなる理由による場合，41（給電指令の実施等）(2)ロの場合で，発電契約者もしくは発電者と当社が事前に調整を行なった計画的な作業（電力広域的運営推進機関送配電等業務指針の定めによって調整を行なった作業に限ります。）による制限もしくは中止のときその他あらかじめ発電者の発電もしくは放電を制限し，または中止することが明らかな場合または41（給電指令の実施等）(2)トの場合（低圧で受電する場合を含みます。）で，電気の需給上必要となった制限もしくは中止のときは，割引いたしません。~~ ~~イ　低圧で受電する場合，または高圧で受電する場合で同時最大受電電力が 500 キロワット未満のとき。~~ ~~(ｲ) 割引の対象~~ ~~当該受電地点の系統連系受電サービスの基本料金から系統設備効率化割引額を差し引いた金額といたします。ただし，34（料金の算定）(1)イ，ハ，ニ，ホまたはヘの場合は，制限または中止の日における契約内容に応じて算定された所定の１月の金額といたします。~~ ~~(ﾛ) 割 引 率~~ ~~１月中の制限し，または中止した延べ日数１日ごとに４パーセントといたします。~~ ~~(ﾊ) 制限または中止延べ日数の計算~~ ~~延べ日数は，１日のうち延べ１時間以上制限し，または中止した日を１日として計算いたします。~~ ~~ロ　高圧で受電する場合で同時最大受電電力が500キロワット以上のとき，または特別高圧で受~~	**42　受電および供給の中止または給電指令の実施にともなう金銭決済** (1)～(2)　（略）

託送供給等約款 （2024 年 10 月 1 日実施）	託送供給等約款（案） （2025 年 4 月 1 日実施予定）
~~電する場合~~ ~~(ｲ) 割引の対象~~ ~~当該受電地点の系統連系受電サービスの基本料金から系統設備効率化割引額を差し引いた金額といたします。ただし，34（料金の算定）(1)イ，ハ，ニ，ホまたはヘの場合は，制限または中止の日における契約内容に応じて算定された所定の１月の金額といたします。~~ ~~(ﾛ) 割引率~~ ~~１月中の制限し，または中止した延べ時間数１時間ごとに0.2パーセントといたします。~~ ~~(ﾊ) 制限または中止延べ時間数の計算~~ ~~延べ時間数は，１回10分以上の制限または中止の延べ時間とし，１時間未満の端数を生じた場合は，30分以上は切り上げ，30分未満は切り捨てます。~~ ~~なお，制限時間については，次の算式によって修正したうえで合計いたします。~~ ~~（算　式）~~ ~~a　発電量調整受電電力を制限した場合~~ ~~$H' = H \times \frac{D - d}{D}$~~ ~~H’ ＝ 修正時間（10分未満となる場合も延べ時間に算入いたします。）~~ ~~H ＝ 制限時間~~ ~~D ＝ 当該受電地点の同時最大受電電力~~ ~~d ＝ 制限時間中の当該受電地点の発電量調整受電電力の最大値~~ ~~b　発電量調整受電電力量を制限した場合~~ ~~$H' = H \times \frac{A - B}{A}$~~ ~~H’ ＝ 修正時間~~ ~~H ＝ 制限時間~~ ~~A ＝ 制限指定時間中の当該受電地点の基準となる電力量（発電者の平常操業時の発電量調整受電電力量の実績等にもとづき算定された推定発電量調整受電電力量といたします。）~~ ~~B ＝ 制限時間中の当該受電地点の発電量調整受電電力量~~ ~~c 発電量調整受電電力および発電量調整受電電力量を同時に制限した時間については，aによる修正時間またはｂによる修正時間のいずれか大きいものによります。~~ ~~(4) (3)による延べ日数または延べ時間数を計算する場合には，電気工作物の保守または増強のための工事の必要上当社が発電者に３日前までにお知らせして行なう制限または中止は，１月につき１日を限って計算に入れません。この場合の１月につき１日とは，料金算定期間の１暦日における１回の工事による制限または中止の時間といたします。~~ (~~5~~) 当社は，~~接続供給において，~~40（受電および供給の中止）または41（給電指令の実施等）(2)もしくは(3)によって，契約者への供給を中止し，または需要者の電気の使用を制限し，または中止した場合，これにともなう料金の減額は行ないません。	(3) 当社は，40（受電および供給の中止）または41（給電指令の実施等）(2)もしくは(3)によって，契約者，発電契約者もしくは需要抑制契約者からの受電または契約者，発電契約者もしくは需要抑制契約者への供給を中止し，または発電者の発電もしくは放電または需要者の電気の使用を制限し，または中止した場合，これにともなう料金の減額は行ないません。

託送供給等約款 （2024 年 10 月 1 日実施）	託送供給等約款（案） （2025 年 4 月 1 日実施予定）
(~~6~~) 22（予備送電サービス）に対する利用の制限または中止についても，これにともなう料金の減額は行ないません。 (~~7~~) 当社は，41（給電指令の実施等）(2)イの場合で，発電量調整供給に係る発電設備等に対してＮ－１電制を実施したときは，これにより生じた小売電気事業，特定送配電事業または自己等への電気の供給の用に供する電気の不足電力量（以下「Ｎ－１電制時調達不足電力量」といいます。）の調達に要した費用の実費相当額に，Ｎ－１電制が実施された発電設備等を再度起動するために要した燃料費等の費用の実費を加えた金額から，Ｎ－１電制が実施されなかったとしたときにその発電設備等がＮ－１電制時調達不足電力量を発電または放電するのに要したであろう費用に相当する金額を差し引いた金額について，電力広域的運営推進機関が認める範囲においてＮ－１電制オペレーション費用として発電契約者にお支払いいたします。	(4) 22（予備送電サービス）に対する利用の制限または中止についても，これにともなう料金の減額は行ないません。 (5) 当社は，41（給電指令の実施等）(2)イの場合で，発電量調整供給に係る発電設備等に対してＮ－１電制を実施したときは，これにより生じた小売電気事業，特定送配電事業または自己等への電気の供給の用に供する電気の不足電力量（以下「Ｎ－１電制時調達不足電力量」といいます。）の調達に要した費用の実費相当額に，Ｎ－１電制が実施された発電設備等を再度起動するために要した燃料費等の費用の実費を加えた金額から，Ｎ－１電制が実施されなかったとしたときにその発電設備等がＮ－１電制時調達不足電力量を発電または放電するのに要したであろう費用に相当する金額を差し引いた金額について，電力広域的運営推進機関が認める範囲においてＮ－１電制オペレーション費用として発電契約者にお支払いいたします。
44　契約超過金 (1)　契約者が接続送電サービス契約電力，臨時接続送電サービス契約電力または予備送電サービス契約電力をこえて当社のサービスを利用された場合には，当社の責めとなる理由による場合を除き，当社は，契約超過電力にそれぞれのサービスの該当基本料金率を乗じてえた金額をその１月の力率により割引または割増ししたもの（予備送電サービス契約電力をこえて予備送電サービスを利用された場合は，力率による割引または割増しをいたしません。）の1.5倍に相当する金額を，契約超過金として契約者から申し受けます。 　なお，この場合，契約超過電力とは，供給地点ごとにその１月の最大需要電力等から接続送電サービス契約電力，臨時接続送電サービス契約電力または予備送電サービス契約電力を差し引いた値といたします。 　また，当社が分割接続供給を行なう供給地点において，いずれかの契約者が接続送電サービス契約電力，臨時接続送電サービス契約電力または予備送電サービス契約電力をこえて当社のサービスを利用された場合は，それぞれの契約者に係る接続送電サービス，臨時接続送電サービスまたは予備送電サービスにおける契約超過金とあわせて，34（料金の算定）(11)，(12)または(13)にもとづき料金の調整を行なうために，１供給地点につき，１接続送電サービス，１臨時接続送電サービスまたは１予備送電サービスを適用したときの契約超過金を算定し，それぞれの契約者に係る接続送電サービス，臨時接続送電サービスまたは予備送電サービスにおける契約超過金の合計と，１供給地点につき，１接続送電サービス，１臨時接続送電サービスまたは１予備送電サービスを適用した場合における契約超過金との間に差が生ずるときは，34（料金の算定）(11)，(12)または(13)に準じて契約超過金の調整を~~実施いたします~~。 (2)～(3)　（略）	**44　契約超過金** (1)　契約者が接続送電サービス契約電力，臨時接続送電サービス契約電力または予備送電サービス契約電力をこえて当社のサービスを利用された場合には，当社の責めとなる理由による場合を除き，当社は，契約超過電力にそれぞれのサービスの該当基本料金率を乗じてえた金額をその１月の力率により割引または割増ししたもの（予備送電サービス契約電力をこえて予備送電サービスを利用された場合は，力率による割引または割増しをいたしません。）の1.5倍に相当する金額を，契約超過金として契約者から申し受けます。 　なお，この場合，契約超過電力とは，供給地点ごとにその１月の最大需要電力等から接続送電サービス契約電力，臨時接続送電サービス契約電力または予備送電サービス契約電力を差し引いた値といたします。 　また，当社が分割接続供給を行なう供給地点において，いずれかの契約者が接続送電サービス契約電力，臨時接続送電サービス契約電力または予備送電サービス契約電力をこえて当社のサービスを利用された場合は，それぞれの契約者に係る接続送電サービス，臨時接続送電サービスまたは予備送電サービスにおける契約超過金とあわせて，34（料金の算定）(11)，(12)または(13)にもとづき料金の調整を行なうために，１供給地点につき，１接続送電サービス，１臨時接続送電サービスまたは１予備送電サービスを適用したときの契約超過金を算定し，それぞれの契約者に係る接続送電サービス，臨時接続送電サービスまたは予備送電サービスにおける契約超過金の合計と，１供給地点につき，１接続送電サービス，１臨時接続送電サービスまたは１予備送電サービスを適用した場合における契約超過金との間に差が生ずるときは，34（料金の算定）(11)，(12)または(13)に準じて契約超過金の調整を行ないます。 (2)～(3)　（略）
Ⅵ　契約の変更および終了	**Ⅵ　契約の変更および終了**
54　契約の変更 (1)～(5)　（略）	**54　契約の変更** (1)～(5)　（略） (6) 混雑緩和希望者提起による系統増強プロセス（以下「混雑緩和プロセス」といいます。）により供給設備の変更を希望される場合で，発電契約者が発電量調整供給契約を変更するときの(1)による発電量調整供給契約の変更は，次のとおりといたします。 イ　事前照会の申込み (イ) 発電契約者は，混雑緩和プロセスの概要検討（以下「概要検討」といいます。）の申込みに先だち，当社所定の様式により，混雑緩和プロセスの事前照会（以下「事前照会」といい

託送供給等約款 （2024 年 10 月 1 日実施）	託送供給等約款（案） （2025 年 4 月 1 日実施予定）
	ます。）の申込みをしていただきます。 (ﾛ) 当社は，原則として事前照会の申込みから２月以内に検討結果をお知らせいたします。 ロ　概要検討の申込み (ｲ) 発電契約者は，混雑緩和プロセス開始の申込みに先だち，当社所定の様式により，イ(ﾛ)の検討結果をお知らせした日から２月以内に概要検討の申込みをしていただきます。 (ﾛ) 当社は，原則として概要検討の申込みから３月以内に検討結果をお知らせいたします。 (ﾊ) 当社は，１受電地点１検討につき22万円を検討料として，概要検討の申込み時に発電契約者から申し受けます。 ハ　混雑緩和プロセス開始の申込み 発電契約者が混雑緩和プロセスを希望される場合で，電力広域的運営推進機関送配電等業務指針に定める混雑緩和プロセスに関する保証金（以下「混雑緩和プロセスに関する保証金」といい，その金額は電力広域的運営推進機関業務規程に定める方法により算定いたします。）を要するときは，混雑緩和プロセスに関する保証金をお支払いいただき，ロ(ﾛ)の検討結果をお知らせした日から１月以内に混雑緩和プロセス開始の申込みをしていただきます。 なお，発電契約者が追加混雑緩和希望者の募集が開始された混雑緩和プロセスへ参加を希望される場合で，混雑緩和プロセスに関する保証金を要するときは，混雑緩和プロセスに関する保証金をお支払いいただき，募集開始日から２月以内に応募をしていただきます。 また，混雑緩和プロセスにもとづき工事費負担金補償金を定める場合は，当社と工事費負担金の補償に関する契約を締結していただきます。
57　供給開始後の契約の消滅または変更にともなう料金および工事費の精算 (1) 次の場合には，当社は，接続供給契約の消滅または変更の日に料金および工事費を契約者に，発電量調整供給契約の消滅または変更の日に料金および工事費を発電契約者に，それぞれ精算していただきます。 なお，この場合は，受電地点または供給地点ごとに精算するものといたします。ただし，分割接続供給の場合は，供給地点に係る接続供給契約ごとに精算するものといたします。 イ　接続供給の場合 (ｲ) 低圧で供給する場合 a　契約者が接続送電サービス契約電力，接続送電サービス契約電流または接続送電サービス契約容量を新たに設定し，または増加された後１年に満たないでこれを消滅させる場合は，それまでの期間の接続送電サービス料金について，さかのぼって，新たに設定し，または増加された接続送電サービス契約電力，接続送電サービス契約電流または接続送電サービス契約容量分につき，電灯標準接続送電サービス，電灯時間帯別接続送電サービスまたは電灯従量接続送電サービスの適用を受けていた場合は該当料金の10パーセントを割増ししたものを適用し，動力標準接続送電サービス，動力時間帯別接続送電サービスまたは動力従量接続送電サービスの適用を受けていた場合は該当料金の20パーセントを割増ししたものを適用いたします。 また，当社は，契約者が接続送電サービス契約電力，接続送電サービス契約電流または接続送電サービス契約容量を新たに設定し，または増加されたことにともない新たに施設した供給設備について，79（臨時工事費）の臨時工事費として算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額を~~申し受けます~~。 （略）	57　供給開始後の契約の消滅または変更にともなう料金および工事費の精算 (1) 次の場合には，当社は，接続供給契約の消滅または変更の日に料金および工事費を契約者に，発電量調整供給契約の消滅または変更の日に料金および工事費を発電契約者に，それぞれ精算していただきます。 なお，この場合は，受電地点または供給地点ごとに精算するものといたします。ただし，分割接続供給の場合は，供給地点に係る接続供給契約ごとに精算するものといたします。 イ　接続供給の場合 (ｲ) 低圧で供給する場合 a　契約者が接続送電サービス契約電力，接続送電サービス契約電流または接続送電サービス契約容量を新たに設定し，または増加された後１年に満たないでこれを消滅させる場合は，それまでの期間の接続送電サービス料金について，さかのぼって，新たに設定し，または増加された接続送電サービス契約電力，接続送電サービス契約電流または接続送電サービス契約容量分につき，電灯標準接続送電サービス，電灯時間帯別接続送電サービスまたは電灯従量接続送電サービスの適用を受けていた場合は該当料金の10パーセントを割増ししたものを適用し，動力標準接続送電サービス，動力時間帯別接続送電サービスまたは動力従量接続送電サービスの適用を受けていた場合は該当料金の20パーセントを割増ししたものを適用いたします。 また，当社は，契約者が接続送電サービス契約電力，接続送電サービス契約電流または接続送電サービス契約容量を新たに設定し，または増加されたことにともない新たに施設した供給設備について，79（臨時工事費）の臨時工事費として算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額を精算いたします。 （略）

託送供給等約款 （2024 年 10 月 1 日実施）	託送供給等約款（案） （2025 年 4 月 1 日実施予定）
b　契約者が接続送電サービス契約電力，接続送電サービス契約電流または接続送電サービス契約容量を新たに設定し，または増加された後１年に満たないでこれを減少しようとされる場合は，それまでの期間の接続送電サービス料金について，さかのぼって，減少される接続送電サービス契約電力，接続送電サービス契約電流または接続送電サービス契約容量分につき，電灯標準接続送電サービス，電灯時間帯別接続送電サービスまたは電灯従量接続送電サービスの適用を受けていた場合は該当料金の10パーセントを割増ししたものを適用し，動力標準接続送電サービス，動力時間帯別接続送電サービスまたは動力従量接続送電サービスの適用を受けていた場合は該当料金の20パーセントを割増ししたものを適用いたします。 　また，当社の供給設備のうち接続送電サービス契約電力，接続送電サービス契約電流または接続送電サービス契約容量の減少に見合う部分について，79（臨時工事費）の臨時工事費として算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額を~~申し受けます~~。 （略） c ～ d　（略） (ﾛ) 高圧または特別高圧で供給する場合 a　契約者が接続送電サービス契約電力または予備送電サービス契約電力を新たに設定し，または増加された後１年に満たないでこれを消滅させる場合は，それまでの期間の接続送電サービス料金または予備送電サービス料金について，さかのぼって，新たに設定し，または増加された契約電力分につき該当料金の20パーセントを割増ししたものを適用いたします。また，当社は，契約者が接続送電サービス契約電力または予備送電サービス契約電力を新たに設定し，または増加されたことにともない新たに施設した供給設備について，79（臨時工事費）の臨時工事費として算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額を~~申し受けます~~。 （略） b　契約者が接続送電サービス契約電力または予備送電サービス契約電力を新たに設定し，または増加された後１年に満たないでこれを減少しようとされる場合は，それまでの期間の接続送電サービス料金または予備送電サービス料金について，さかのぼって，減少契約電力分につき該当料金の20パーセントを割増ししたものを適用いたします。また，当社の供給設備のうち接続送電サービス契約電力または予備送電サービス契約電力の減少に見合う部分について，79（臨時工事費）の臨時工事費として算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額を~~申し受けます~~。 （略） c　分割接続供給の場合は，ａおよびｂにかかわらず，次のとおりといたします。 (a) 契約者が，１供給地点につき，１接続送電サービスまたは１予備送電サービスを適用した場合の接続送電サービス契約電力または予備送電サービス契約電力を新たに設定し，または増加された後１年に満たないでこれを消滅させる場合は，それまでの期間の双方の契約者に係る接続送電サービス料金または予備送電サービス料金および１供給地点につき，１接続送電サービスまたは１予備送電サービスを適用した場合の接続送電サービス料金または予備送電サービス料金について，さかのぼって，新たに設定し，または増加された契約電力分につき該当料金の20パーセントを割増ししたもの	b　契約者が接続送電サービス契約電力，接続送電サービス契約電流または接続送電サービス契約容量を新たに設定し，または増加された後１年に満たないでこれを減少しようとされる場合は，それまでの期間の接続送電サービス料金について，さかのぼって，減少される接続送電サービス契約電力，接続送電サービス契約電流または接続送電サービス契約容量分につき，電灯標準接続送電サービス，電灯時間帯別接続送電サービスまたは電灯従量接続送電サービスの適用を受けていた場合は該当料金の10パーセントを割増ししたものを適用し，動力標準接続送電サービス，動力時間帯別接続送電サービスまたは動力従量接続送電サービスの適用を受けていた場合は該当料金の20パーセントを割増ししたものを適用いたします。 　また，当社の供給設備のうち接続送電サービス契約電力，接続送電サービス契約電流または接続送電サービス契約容量の減少に見合う部分について，79（臨時工事費）の臨時工事費として算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額を精算いたします。 （略） c ～ d　（略） (ﾛ) 高圧または特別高圧で供給する場合 a　契約者が接続送電サービス契約電力または予備送電サービス契約電力を新たに設定し，または増加された後１年に満たないでこれを消滅させる場合は，それまでの期間の接続送電サービス料金または予備送電サービス料金について，さかのぼって，新たに設定し，または増加された契約電力分につき該当料金の20パーセントを割増ししたものを適用いたします。また，当社は，契約者が接続送電サービス契約電力または予備送電サービス契約電力を新たに設定し，または増加されたことにともない新たに施設した供給設備について，79（臨時工事費）の臨時工事費として算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額を精算いたします。 （略） b　契約者が接続送電サービス契約電力または予備送電サービス契約電力を新たに設定し，または増加された後１年に満たないでこれを減少しようとされる場合は，それまでの期間の接続送電サービス料金または予備送電サービス料金について，さかのぼって，減少契約電力分につき該当料金の20パーセントを割増ししたものを適用いたします。また，当社の供給設備のうち接続送電サービス契約電力または予備送電サービス契約電力の減少に見合う部分について，79（臨時工事費）の臨時工事費として算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額を精算いたします。 （略） c　分割接続供給の場合は，ａおよびｂにかかわらず，次のとおりといたします。 (a) 契約者が，１供給地点につき，１接続送電サービスまたは１予備送電サービスを適用した場合の接続送電サービス契約電力または予備送電サービス契約電力を新たに設定し，または増加された後１年に満たないでこれを消滅させる場合は，それまでの期間の双方の契約者に係る接続送電サービス料金または予備送電サービス料金および１供給地点につき，１接続送電サービスまたは１予備送電サービスを適用した場合の接続送電サービス料金または予備送電サービス料金について，さかのぼって，新たに設定し，または増加された契約電力分につき該当料金の20パーセントを割増ししたもの

託送供給等約款 （2024 年 10 月 1 日実施）	託送供給等約款（案） （2025 年 4 月 1 日実施予定）
を適用いたします。また，当社は，契約者が，１供給地点につき，１接続送電サービスまたは１予備送電サービスを適用した場合の接続送電サービス契約電力または予備送電サービス契約電力を新たに設定し，または増加されたことにともない新たに施設した供給設備について，79（臨時工事費）の臨時工事費として算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額を，双方の契約者と当社との協議によって，一方または双方の契約者から~~申し受けます~~。 （略） (b) 契約者が，１供給地点につき，１接続送電サービスまたは１予備送電サービスを適用した場合の接続送電サービス契約電力または予備送電サービス契約電力を新たに設定し，または増加された後１年に満たないでこれを減少しようとされる場合は，それまでの期間の双方の契約者に係る接続送電サービス料金または予備送電サービス料金および１供給地点につき，１接続送電サービスまたは１予備送電サービスを適用した場合の接続送電サービス料金または予備送電サービス料金について，さかのぼって，減少契約電力分につき該当料金の20パーセントを割増ししたものを適用いたします。また，当社の供給設備のうち，１供給地点につき，１接続送電サービスまたは１予備送電サービスを適用した場合の接続送電サービス契約電力または予備送電サービス契約電力の減少に見合う部分について，79（臨時工事費）の臨時工事費として算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額を，双方の契約者と当社との協議によって，一方または双方の契約者から~~申し受けます~~。 （略） (c) （略） (ハ) （略） ロ （略） (2)～(3) （略）	を適用いたします。また，当社は，契約者が，１供給地点につき，１接続送電サービスまたは１予備送電サービスを適用した場合の接続送電サービス契約電力または予備送電サービス契約電力を新たに設定し，または増加されたことにともない新たに施設した供給設備について，79（臨時工事費）の臨時工事費として算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額を，双方の契約者と当社との協議によって，一方または双方の契約者から精算いたします。 （略） (b) 契約者が，１供給地点につき，１接続送電サービスまたは１予備送電サービスを適用した場合の接続送電サービス契約電力または予備送電サービス契約電力を新たに設定し，または増加された後１年に満たないでこれを減少しようとされる場合は，それまでの期間の双方の契約者に係る接続送電サービス料金または予備送電サービス料金および１供給地点につき，１接続送電サービスまたは１予備送電サービスを適用した場合の接続送電サービス料金または予備送電サービス料金について，さかのぼって，減少契約電力分につき該当料金の20パーセントを割増ししたものを適用いたします。また，当社の供給設備のうち，１供給地点につき，１接続送電サービスまたは１予備送電サービスを適用した場合の接続送電サービス契約電力または予備送電サービス契約電力の減少に見合う部分について，79（臨時工事費）の臨時工事費として算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額を，双方の契約者と当社との協議によって，一方または双方の契約者から精算いたします。 （略） (c) （略） (ハ) （略） ロ （略） (2)～(3) （略）
58 解 約 等 (1)～(5) （略） (6) 発電量調整供給契約または系統連系受電契約の場合で，発電量調整供給契約または系統連系受電契約を締結している発電場所と同一の場所である需要場所において締結している接続供給契約（発電設備等に係る供給地点の接続供給契約に限ります。）が(1)によって解約されたときは，発電契約者または発電者からの申出がない場合であっても，当社は，当該発電場所に係る発電量調整供給を終了させるための処置を行ないます。 （略）	**58 解 約 等** (1)～(5) （略） (6) 発電量調整供給契約または系統連系受電契約の場合で，発電量調整供給契約または系統連系受電契約を締結している発電場所と同一の場所である需要場所において締結している接続供給契約（発電設備等に係る供給地点の接続供給契約に限ります。また，分割接続供給の場合は，当該供給地点に係るすべての接続供給契約といたします。）が(1)によって解約されたときは，発電契約者または発電者からの申出がない場合であっても，当社は，当該発電場所に係る発電量調整供給を終了させるための処置を行ないます。 （略）
Ⅷ 工事費の負担	**Ⅷ 工事費の負担**
70 受電地点への供給設備の工事費負担金 (1) ～(2) （略） (3) 受電地点への供給設備を変更する場合の工事費負担金 イ （略）	**70 受電地点への供給設備の工事費負担金** (1) ～(2) （略） (3) 受電地点への供給設備を変更する場合の工事費負担金 イ （略） ロ 混雑緩和プロセスにより供給設備を変更する場合は，イにかかわらず，その工事費のうち，発電等設備の設置に伴う電力系統の増強及び事業者の費用負担等の在り方に関する指針にも

<table>
<tr>
<th>託送供給等約款
（2024 年 10 月 1 日実施）</th>
<th>託送供給等約款（案）
（2025 年 4 月 1 日実施予定）</th>
</tr>
<tr>
<td>ロ　47（託送供給等にともなう技術要件等）によって受電地点への供給設備を新たに施設または変更する場合には，当社は，その工事費の全額を工事費負担金として発電契約者から申し受けます。
(4)～(7)　（略）</td>
<td>とづき算定した金額を工事費負担金として発電契約者から申し受けます。
ハ　47（託送供給等にともなう技術要件等）によって受電地点への供給設備を新たに施設または変更する場合には，当社は，その工事費の全額を工事費負担金として発電契約者から申し受けます。
(4)～(7)　（略）</td>
</tr>
<tr>
<td>73　一般供給設備の工事費負担金
(1)　（略）
(2) 特別高圧で供給する場合
イ 契約者が新たに接続供給を希望され，または接続送電サービス契約電力を増加される場合（新たに接続供給を開始される場合で，当該接続供給を開始される前から引き続き当社の供給設備を利用され，かつ，下位の供給電圧に変更されるときを除きます。）で，これにともない，新たに施設される供給側接続設備（専用供給設備および予備供給設備を除きます。）について(ｲ)により算定される工事費が(ﾛ)の当社負担額をこえるときには，当社は，その超過額を工事費負担金として契約者から申し受けます。この場合，工事費負担金は，供給地点ごとに申し受けます。
(ｲ) 工 事 費
a　架空供給側接続設備の場合
（工事こう長100ﾒｰﾄﾙ当たり）
<table><tr><td rowspan="3">新増加接続送電サービス契約電力１キロワットにつき</td><td>標準電圧 20,000 ﾎﾞﾙﾄまたは 30,000 ﾎﾞﾙﾄで供給する場合</td><td>363 円 00 銭</td></tr><tr><td>標準電圧 70,000 ﾎﾞﾙﾄで供給する場合</td><td>165 円 00 銭</td></tr><tr><td>標準電圧 140,000 ﾎﾞﾙﾄで供給　する場合</td><td>88 円 00 銭</td></tr></table>
b　地中供給側接続設備の場合
（工事こう長100ﾒｰﾄﾙ当たり）
<table><tr><td rowspan="2">新増加接続送電サービス契約電力１キロワットにつき</td><td>標準電圧 20,000 ﾎﾞﾙﾄまたは 30,000 ﾎﾞﾙﾄで供給する場合</td><td>638 円 00 銭</td></tr><tr><td>標準電圧 70,000 ﾎﾞﾙﾄで供給する場合</td><td>451 円 00 銭</td></tr></table></td>
<td>73　一般供給設備の工事費負担金
(1)　（略）
(2) 特別高圧で供給する場合
イ 契約者が新たに接続供給を希望され，または接続送電サービス契約電力を増加される場合（新たに接続供給を開始される場合で，当該接続供給を開始される前から引き続き当社の供給設備を利用され，かつ，下位の供給電圧に変更されるときを除きます。）で，これにともない，新たに施設される供給側接続設備（専用供給設備および予備供給設備を除きます。）について(ｲ)により算定される工事費が(ﾛ)の当社負担額をこえるときには，当社は，その超過額を工事費負担金として契約者から申し受けます。この場合，工事費負担金は，供給地点ごとに申し受けます。
(ｲ) 工 事 費
a　架空供給側接続設備の場合
（工事こう長100ﾒｰﾄﾙ当たり）
<table><tr><td rowspan="3">新増加接続送電サービス契約電力１キロワットにつき</td><td>標準電圧 20,000 ﾎﾞﾙﾄまたは 30,000 ﾎﾞﾙﾄで供給する場合</td><td>363 円 00 銭</td></tr><tr><td>標準電圧 70,000 ﾎﾞﾙﾄで供給する場合</td><td>165 円 00 銭</td></tr><tr><td>標準電圧 140,000 ﾎﾞﾙﾄで供給　する場合</td><td>88 円 00 銭</td></tr></table>
なお，標準電圧20,000ボルト，30,000ボルト，70,000ボルトまたは140,000ボルト以外の電圧で当社が供給する場合は，その工事費の全額といたします。
b　地中供給側接続設備の場合
（工事こう長100ﾒｰﾄﾙ当たり）
<table><tr><td rowspan="2">新増加接続送電サービス契約電力１キロワットにつき</td><td>標準電圧 20,000 ﾎﾞﾙﾄまたは 30,000 ﾎﾞﾙﾄで供給する場合</td><td>638 円 00 銭</td></tr><tr><td>標準電圧 70,000 ﾎﾞﾙﾄで供給する場合</td><td>451 円 00 銭</td></tr></table></td>
</tr>
</table>

託送供給等約款 （2024 年 10 月 1 日実施）	託送供給等約款（案） （2025 年 4 月 1 日実施予定）
<table><tr><td></td><td>標準電圧 140,000 ボルトで供給　する場合</td><td>242 円 00 銭</td></tr></table> なお，張替えを行なう場合には，その部分の単価は，上表の該当欄の単価の20パーセントといたします。 c　（略） (ﾛ)（略） ロ　（略） (3)～(4)　（略）	<table><tr><td></td><td>標準電圧 140,000 ボルトで供給　する場合</td><td>242 円 00 銭</td></tr></table> なお，張替えを行なう場合には，その部分の単価は，上表の該当欄の単価の20パーセントといたします。 また，標準電圧20,000ボルト，30,000ボルト，70,000ボルトまたは140,000ボルト以外の電圧で当社が供給する場合は，その工事費の全額といたします。 c　（略） (ﾛ)（略） ロ　（略） (3)～(4)　（略）
76　供給地点への特別供給設備等の工事費の算定 74（供給地点への特別供給設備の工事費負担金）および75（供給地点への供給設備を変更する場合の工事費負担金）の場合の工事費は，次により算定いたします。 (1)～(5)　（略） (6) 74（供給地点への特別供給設備の工事費負担金）(2)の場合の工事費は，次によります。 （略） (7)～(9)　（略）	**76　供給地点への特別供給設備等の工事費の算定** 74（供給地点への特別供給設備の工事費負担金）および75（供給地点への供給設備を変更する場合の工事費負担金）の場合の工事費は，次により算定いたします。 (1)～(5)　（略） (6) 74（供給地点への特別供給設備の工事費負担金）(2)の場合（特別高圧で供給する場合は，標準電圧20,000ボルト，30,000ボルト，70,000ボルトまたは140,000ボルトで当社が供給するときに限ります。）の工事費は，次によります。 （略） (7)～(9)　（略）
77　工事費負担金の申受けおよび精算 (1)　当社は，工事費負担金を託送供給または発電量調整供給の準備着手前に申し受けます。ただし，契約者または発電契約者に特別の事情がある場合は，工事費負担金を託送供給または発電量調整供給の準備着手後に申し受けることがあります。この場合，原則として，託送供給または発電量調整供給の開始日までに申し受けます。 なお，9（検討および契約の申込み）(4)にもとづき系統連系保証金を申し受けた場合は，系統連系保証金を工事費負担金に充当いたします。 (2)～(6)　（略）	**77　工事費負担金の申受けおよび精算** (1)　当社は，工事費負担金を託送供給または発電量調整供給の準備着手前に申し受けます。ただし，契約者または発電契約者に特別の事情がある場合は，工事費負担金を託送供給または発電量調整供給の準備着手後に申し受けることがあります。この場合，原則として，　託送供給または発電量調整供給の開始日までに申し受けます。 なお，9（検討および契約の申込み）(4)にもとづき系統連系保証金を申し受けた場合または54（契約の変更）(6)ハにもとづき混雑緩和プロセスに関する保証金を申し受けた場合は，系統連系保証金または混雑緩和プロセスに関する保証金を工事費負担金に充当いたします。 (2)～(6)　（略）
78　託送供給等の開始に至らないで契約を廃止または変更される場合の費用の申受け (1)～(2)　（略）	**78　託送供給等の開始に至らないで契約を廃止または変更される場合等の費用の申受け** (1)～(2)　（略） (3) 混雑緩和プロセスにともなう供給設備の変更を中止される場合等 混雑緩和プロセスにともない供給設備の一部または全部を変更した後，発電契約者または発電者の都合によって供給設備の変更を中止される場合等は，当社は，要した費用の実費を発電契約者から申し受けます。ただし，発電契約者との間で混雑緩和プロセスにもとづき工事費負担金補償金を定める場合は，供給設備の工事を行なう前であっても，原則としてその金額を発電契約者から申し受けます。 なお，電力広域的運営推進機関送配電等業務指針に定める混雑緩和プロセスに関する保証金を返還する事情に該当する場合は，当社は，混雑緩和プロセスに関する保証金をお返しいたします。

託送供給等約款 （2024 年 10 月 1 日実施）	託送供給等約款（案） （2025 年 4 月 1 日実施予定）
	また，実際に供給設備の工事を行なわなかった場合であっても，測量監督等に費用を要したときは，その実費を発電契約者から申し受けます。
附　　則	附　　則
1　この約款の実施期日 この約款は，2024年~~10~~月 1 日から実施いたします。	**1　この約款の実施期日** この約款は，2025年4月 1 日から実施いたします。
4　揚水発電設備等が設置された需要場所に接続供給を行なう場合の特別措置 (1)に定める適用範囲に該当する接続供給契約で，あらかじめ契約者から申出がある場合は，料金および必要となるその他の供給条件は次のとおりといたします。 (1) 適用範囲 イ　~~揚水発電設備または蓄電池（以下「~~揚水発電設備等~~」といいます。）~~が設置された需要場所に供給され揚水または蓄電された接続供給に係る電気が，当該需要場所以外の需要場所に託送供給される場合であること。 ロ～ハ　（略） (2)～(6)　（略）	**4　揚水発電設備等が設置された需要場所に接続供給を行なう場合の特別措置** (1)に定める適用範囲に該当する接続供給契約で，あらかじめ契約者から申出がある場合は，料金および必要となるその他の供給条件は次のとおりといたします。 (1) 適用範囲 イ　揚水発電設備等が設置された需要場所に供給され揚水または蓄電された接続供給に係る電気が，当該需要場所以外の需要場所に託送供給される場合であること。 ロ～ハ　（略） (2)～(6)　（略）
5　発電量調整供給契約についての特別措置（再生可能エネルギー発電設備） (1)　契約者が特定契約を締結している場合もしくは特定送配電事業者が特定契約を締結している場合または契約者が当社と再生可能エネルギー電気卸供給契約を締結し，指定した再生可能エネルギー発電設備から電気を調達する場合は，原則として，契約者または特定送配電事業者との間で発電量調整供給契約を締結し，特例発電バランシンググループを設定していただきます。この場合，契約者が締結する特定契約に係る発電設備，特定送配電事業者が締結する特定契約に係る発電設備および当社との再生可能エネルギー電気卸供給契約に係る発電設備は，同一のバランシンググループに属することはできないものといたします。 (2)　(1)により発電量調整供給契約を締結する場合において，発電量調整供給契約（発電者から電気を受電する場合に限ります。）の申込みに先~~立~~ち，契約者（当社と再生可能エネルギー電気卸供給契約を締結する契約者を除きます。）または特定送配電事業者は，受電地点特定番号を明らかにして，当社所定の様式により，受電側接続検討の申込みをしていただきます。 (3)～(9)　（略）	**5　発電量調整供給契約についての特別措置（再生可能エネルギー発電設備）** (1)　契約者が特定契約を締結している場合もしくは特定送配電事業者が特定契約を締結している場合または契約者が当社と再生可能エネルギー電気卸供給契約を締結し，指定した再生可能エネルギー発電設備から電気を調達する場合は，原則として，契約者または特定送配電事業者との間で発電量調整供給契約を締結し，特例発電バランシンググループを設定していただきます。この場合，契約者が締結する特定契約に係る再生可能エネルギー発電設備，特定送配電事業者が締結する特定契約に係る再生可能エネルギー発電設備および当社との再生可能エネルギー電気卸供給契約に係る再生可能エネルギー発電設備は，同一のバランシンググループに属することはできないものといたします。 (2)　(1)により発電量調整供給契約を締結する場合において，発電量調整供給契約（発電者から電気を受電する場合に限ります。）の申込みに先だち，契約者（当社と再生可能エネルギー電気卸供給契約を締結する契約者を除きます。）または特定送配電事業者は，受電地点特定番号を明らかにして，当社所定の様式により，受電側接続検討の申込みをしていただきます。 (3)～(9)　（略）
9　損害賠償の免責についての特別措置（再生可能エネルギー発電設備） 発電者が再生可能エネルギー特別措置法附則第４条第１項に定める旧特定供給者に該当する場合で，40（受電および供給の中止）または41（給電指令の実施等）によって発電者の発電を調整し，もしくは中止したことにより，発電者が損害（再生可能エネルギー特別措置法施行規則第14条第８号トにおいて特定契約申込者が補償を求めることができるとされている場合の損害に限ります。）を受けたときは，52（損害賠償の免責）(2)にかかわらず，発電契約者の求めに応じ，当社は，当該損害について，再生可能エネルギー特別措置法施行規則第14条第８号トに定める額を限度として，補償するものといたします。 なお，当社は，同一の原因により発電契約者または発電者の受けた当該損害について，賠償の責めを負いません。	**9　損害賠償の免責についての特別措置（再生可能エネルギー発電設備）** 発電者が再生可能エネルギー特別措置法附則第４条第１項に定める旧特定供給者に該当する場合で，40（受電および供給の中止）または41（給電指令の実施等）によって発電者の発電もしくは放電を調整し，もしくは中止したことにより，発電者が損害（再生可能エネルギー特別措置法施行規則第14条第８号トにおいて特定契約申込者が補償を求めることができるとされている場合の損害に限ります。）を受けたときは，52（損害賠償の免責）(2)にかかわらず，発電契約者の求めに応じ，当社は，当該損害について，再生可能エネルギー特別措置法施行規則第14条第８号トに定める額を限度として，補償するものといたします。 なお，当社は，同一の原因により発電契約者または発電者の受けた当該損害について，賠償の責めを負いません。

託送供給等約款 （2024 年 10 月 1 日実施）	託送供給等約款（案） （2025 年 4 月 1 日実施予定）
10　軽負荷期等における電気の使用に係る特別措置 (1)　(略) (2)　1 年を通じての最大需要電力等が負荷移行先時間に発生する場合の取扱いについての特別措置 イ　20（接続送電サービス）(5)の適用を受ける供給地点において，需要者が軽負荷期における平日および土曜日の午前８時から午後４時までの時間（ただし，10月１日から11月30日までの期間における平日の該当する時間を除きます。）および再生可能エネルギー発電設備出力抑制対象時間に負荷移行を行ない，１年を通じての最大需要電力等が負荷移行先時間（夜間時間，軽負荷期における平日および土曜日の午前８時から午後４時までの時間〔ただし，10月１日から11月30日までの期間における平日の該当する時間を除きます。〕および再生可能エネルギー発電設備出力抑制対象時間をいいます。）に発生する場合で，契約者と当社との協議が~~整った~~ときのその供給地点の各月の接続送電サービス料金は，当分の間，20（接続送電サービス）(5)にかかわらず，20（接続送電サービス）(3)によって算定された金額から(ｲ)によって算定されたピークシフト割引額を差し引いたものといたします。 (ｲ)～(ﾆ)　(略) ロ　高圧または特別高圧で供給する場合で，需要者が負荷移行元時間から負荷移行先時間への負荷移行を行なった結果，１年を通じての最大需要電力等が負荷移行先時間に発生し，かつ，契約者が標準接続送電サービスまたは時間帯別接続送電サービスの適用を受け，契約者と当社との協議が~~整った~~ときのその供給地点の各月の接続送電サービス料金は，当分の間，20（接続送電サービス）(3)によって算定された金額から(ｲ)によって算定されたピークシフト割引額を差し引いたものといたします。 (ｲ)～(ﾊ)　(略) ハ　(略)	10　軽負荷期等における電気の使用に係る特別措置 (1)　(略) (2)　1 年を通じての最大需要電力等が負荷移行先時間に発生する場合の取扱いについての特別措置 イ　20（接続送電サービス）(5)の適用を受ける供給地点において，需要者が軽負荷期における平日および土曜日の午前８時から午後４時までの時間（ただし，10月１日から11月30日までの期間における平日の該当する時間を除きます。）および再生可能エネルギー発電設備出力抑制対象時間に負荷移行を行ない，１年を通じての最大需要電力等が負荷移行先時間（夜間時間，軽負荷期における平日および土曜日の午前８時から午後４時までの時間〔ただし，10月１日から11月30日までの期間における平日の該当する時間を除きます。〕および再生可能エネルギー発電設備出力抑制対象時間をいいます。）に発生する場合で，契約者と当社との協議が~~とのった~~ときのその供給地点の各月の接続送電サービス料金は，当分の間，20（接続送電サービス）(5)にかかわらず，20（接続送電サービス）(3)によって算定された金額から(ｲ)によって算定されたピークシフト割引額を差し引いたものといたします。 (ｲ)～(ﾆ)　(略) ロ　高圧または特別高圧で供給する場合で，需要者が負荷移行元時間から負荷移行先時間への負荷移行を行なった結果，１年を通じての最大需要電力等が負荷移行先時間に発生し，かつ，契約者が標準接続送電サービスまたは時間帯別接続送電サービスの適用を受け，契約者と当社との協議が~~とのった~~ときのその供給地点の各月の接続送電サービス料金は，当分の間，20（接続送電サービス）(3)によって算定された金額から(ｲ)によって算定されたピークシフト割引額を差し引いたものといたします。 (ｲ)～(ﾊ)　(略) ハ　(略)
12　バランシンググループの設定に係る特別措置 契約者，発電契約者または需要抑制契約者が配電事業者（当社供給区域内において事業を営むものに限ります。）の供給区域において配電事業者の託送供給等約款（電気事業法第27条の12の11第１項にもとづき配電事業者が経済産業大臣に届け出たものをいい，電気事業法第27条の12の11第２項ただし書にもとづき経済産業大臣の承認を受けた料金その他の供給条件を含みます。以下「配電事業者の約款」といいます。）により託送供給または電力量調整供給を受ける場合で，当該配電事業者の配電事業に係る業務の一部（発電量調整受電計画差対応電力，接続対象計画差対応電力および需要抑制量調整受電計画差対応電力の不足電力の補給または送電超過分電力もしくは抑制超過分電力の購入ならびに給電指令等により生じた不足電力の補給に係る業務といたします。）について，当該配電事業者と当社との間で受委託に関する契約を締結し，かつ，契約者，発電契約者または需要抑制契約者が当該配電事業者の供給区域における需要場所または発電場所（調整電源に該当する発電場所を除きます。）をこの約款で設定する需要バランシンググループ，発電バランシンググループまたは需要抑制バランシンググループに属することを希望されるときの料金および必要となるその他の供給条件は，当分の間，次のとおりといたします。 (1)～(7)　(略) (8) 発電量調整供給契約についての特別措置（再生可能エネルギー発電設備） イ　契約者が特定契約を締結している場合もしくは特定送配電事業者が特定契約を締結している場合または契約者が当社または配電事業者と再生可能エネルギー電気卸供給契約を締結し，指	12　バランシンググループの設定に係る特別措置 契約者，発電契約者または需要抑制契約者が配電事業者（当社供給区域内において事業を営むものに限ります。）の供給区域において配電事業者の託送供給等約款（電気事業法第27条の12の11第１項にもとづき配電事業者が経済産業大臣に届け出たものをいい，電気事業法第27条の12の11第２項ただし書にもとづき経済産業大臣の承認を受けた料金その他の供給条件を含みます。以下「配電事業者の約款」といいます。）により託送供給または電力量調整供給を受ける場合で，当該配電事業者の配電事業に係る業務の一部（発電量調整受電計画差対応電力，接続対象計画差対応電力および需要抑制量調整受電計画差対応電力の不足電力の補給または送電超過分電力もしくは抑制超過分電力の購入ならびに給電指令等により生じた不足電力の補給に係る業務といたします。）について，当該配電事業者と当社との間で受委託に関する契約を締結し，かつ，契約者，発電契約者または需要抑制契約者が当該配電事業者の供給区域における需要場所または発電場所（調整電源に該当する発電場所を除きます。）をこの約款で設定する需要バランシンググループ，発電バランシンググループまたは需要抑制バランシンググループに属することを希望されるときの料金および必要となるその他の供給条件は，当分の間，次のとおりといたします。 (1)～(7)　(略) (8) 発電量調整供給契約についての特別措置（再生可能エネルギー発電設備） イ　契約者が特定契約を締結している場合もしくは特定送配電事業者が特定契約を締結している場合または契約者が当社または配電事業者と再生可能エネルギー電気卸供給契約を締結し，指

託送供給等約款 （2024 年 10 月 1 日実施）	託送供給等約款（案） （2025 年 4 月 1 日実施予定）
定した再生可能エネルギー発電設備から電気を調達する場合は，附則５（発電量調整供給契約についての特別措置〔再生可能エネルギー発電設備〕）(1)にかかわらず，原則として，当社の供給区域においては契約者または特定送配電事業者と当社との間で，配電事業者の供給区域においては契約者または特定送配電事業者と配電事業者との間で発電量調整供給契約を締結し，特例発電バランシンググループを設定していただきます。この場合，契約者が締結する特定契約に係る発電設備，特定送配電事業者が締結する特定契約に係る発電設備および当社または配電事業者との再生可能エネルギー電気卸供給契約に係る発電設備は，同一のバランシンググループに属することはできないものといたします。 ロ～ハ　（略） (9)　（略）	定した再生可能エネルギー発電設備から電気を調達する場合は，附則５（発電量調整供給契約についての特別措置〔再生可能エネルギー発電設備〕）(1)にかかわらず，原則として，当社の供給区域においては契約者または特定送配電事業者と当社との間で，配電事業者の供給区域においては契約者または特定送配電事業者と配電事業者との間で発電量調整供給契約を締結し，特例発電バランシンググループを設定していただきます。この場合，契約者が締結する特定契約に係る再生可能エネルギー発電設備，特定送配電事業者が締結する特定契約に係る再生可能エネルギー発電設備および当社または配電事業者との再生可能エネルギー電気卸供給契約に係る再生可能エネルギー発電設備は，同一のバランシンググループに属することはできないものといたします。 ロ～ハ　（略） (9)　（略）
13　Ｎ－１電制の実施についての特別措置 (1) 当社は，41（給電指令の実施等）(2)イの場合で，発電量調整供給に係る発電設備等であって当社が特定契約を締結する再生可能エネルギー発電設備に対してＮ－１電制を実施したときは，42（受電および供給の中止または給電指令の実施にともなう金銭決済）(~~7~~)にかかわらず，Ｎ－１電制時調達不足電力量の調達に要した費用の実費相当額から，30分ごとのＮ－１電制時調達不足電力量に再生可能エネルギー特別措置法施行規則第13条の３の４に定める回避可能費用単価（以下「回避可能費用単価」といいます。）に消費税等相当額を加えた金額を乗じてえた金額を差し引いた金額について，電力広域的運営推進機関が認める範囲においてＮ－１電制オペレーション費用として契約者にお支払いいたします。 (2) 当社は，41（給電指令の実施等）(2)イの場合で，発電量調整供給に係る発電設備等であって契約者または特定送配電事業者が特定契約を締結する再生可能エネルギー発電設備に対してＮ－１電制を実施したときは，42（受電および供給の中止または給電指令の実施にともなう金銭決済）(~~7~~)にかかわらず，Ｎ－１電制時調達不足電力量の調達に要した費用の実費相当額に，Ｎ－１電制が実施された発電設備を再度起動するために要した燃料費等の費用の実費およびＮ－１電制時調達不足電力量に当該特定契約に係る再生可能エネルギー特別措置法第３条第２項または第８条第１項に定める調達価格を乗じてえた金額を加えた金額から，Ｎ－１電制が実施されなかったとしたときにその発電設備がＮ－１電制時調達不足電力量を発電するのに要したであろう費用に相当する金額および30分ごとのＮ－１電制時調達不足電力量に回避可能費用単価に消費税等相当額を加えた金額を乗じてえた金額を差し引いた金額について，電力広域的運営推進機関が認める範囲においてＮ－１電制オペレーション費用として契約者または特定送配電事業者にお支払いいたします。 (3) 当社は，41（給電指令の実施等）(2)イの場合で，発電量調整供給に係る発電設備等であって再生可能エネルギー特別措置法第２条の２第１項に定める市場取引等により再生可能エネルギー電気を供給する事業に係る発電設備に対してＮ－１電制を実施したときは，42（受電および供給の中止または給電指令の実施にともなう金銭決済）(~~7~~)にかかわらず，Ｎ－１電制時調達不足電力量の調達に要した費用の実費相当額に，Ｎ－１電制が実施された発電設備を再度起動するために要した燃料費等の費用の実費およびＮ－１電制時調達不足電力量に応じてえられる供給促進交付金の金額（再生可能エネルギー特別措置法第２条の４にもとづき算定される金額をいいます。）を加えた金額から，Ｎ－１電制が実施されなかったとしたときにその発電設備がＮ－１電制時調達不足電力量を発電するのに要したであろう費用に相当する金額を差し引いた金額	13　Ｎ－１電制の実施についての特別措置 (1) 当社は，41（給電指令の実施等）(2)イの場合で，発電量調整供給に係る発電設備等であって当社が特定契約を締結する再生可能エネルギー発電設備に対してＮ－１電制を実施したときは，42（受電および供給の中止または給電指令の実施にともなう金銭決済）(5)にかかわらず，Ｎ－１電制時調達不足電力量の調達に要した費用の実費相当額から，30分ごとのＮ－１電制時調達不足電力量に再生可能エネルギー特別措置法施行規則第13条の３の４に定める回避可能費用単価（以下「回避可能費用単価」といいます。）に消費税等相当額を加えた金額を乗じてえた金額を差し引いた金額について，電力広域的運営推進機関が認める範囲においてＮ－１電制オペレーション費用として契約者にお支払いいたします。 (2) 当社は，41（給電指令の実施等）(2)イの場合で，発電量調整供給に係る発電設備等であって契約者または特定送配電事業者が特定契約を締結する再生可能エネルギー発電設備に対してＮ－１電制を実施したときは，42（受電および供給の中止または給電指令の実施にともなう金銭決済）(5)にかかわらず，Ｎ－１電制時調達不足電力量の調達に要した費用の実費相当額に，Ｎ－１電制が実施された発電設備等を再度起動するために要した燃料費等の費用の実費およびＮ－１電制時調達不足電力量に当該特定契約に係る再生可能エネルギー特別措置法第３条第２項または第８条第１項に定める調達価格を乗じてえた金額を加えた金額から，Ｎ－１電制が実施されなかったとしたときにその発電設備等がＮ－１電制時調達不足電力量を発電または放電するのに要したであろう費用に相当する金額および30分ごとのＮ－１電制時調達不足電力量に回避可能費用単価に消費税等相当額を加えた金額を乗じてえた金額を差し引いた金額について，電力広域的運営推進機関が認める範囲においてＮ－１電制オペレーション費用として契約者または特定送配電事業者にお支払いいたします。 (3) 当社は，41（給電指令の実施等）(2)イの場合で，発電量調整供給に係る発電設備等であって再生可能エネルギー特別措置法第２条の２第１項に定める市場取引等により再生可能エネルギー電気を供給する事業に係る発電設備等に対してＮ－１電制を実施したときは，42（受電および供給の中止または給電指令の実施にともなう金銭決済）(5)にかかわらず，Ｎ－１電制時調達不足電力量の調達に要した費用の実費相当額に，Ｎ－１電制が実施された発電設備等を再度起動するために要した燃料費等の費用の実費およびＮ－１電制時調達不足電力量に応じてえられる供給促進交付金の金額（再生可能エネルギー特別措置法第２条の４にもとづき算定される金額をいいます。）を加えた金額から，Ｎ－１電制が実施されなかったとしたときにその発電設備等がＮ－１電制時調達不足電力量を発電または放電するのに要したであろう費用に相当する金額

託送供給等約款 （2024 年 10 月 1 日実施）	託送供給等約款（案） （2025 年 4 月 1 日実施予定）
について，電力広域的運営推進機関が認める範囲においてＮ－１電制オペレーション費用として発電契約者にお支払いいたします。	を差し引いた金額について，電力広域的運営推進機関が認める範囲においてＮ－１電制オペレーション費用として発電契約者にお支払いいたします。
14　系統連系受電サービス等についての特別措置 (1)～(3)　（略） (4)　契約者が特定契約を締結する再生可能エネルギー発電設備または再生可能エネルギー特別措置法第２条の２第１項に定める市場取引等により再生可能エネルギー電気を供給する事業に係る発電設備において，イに定める適用範囲に該当する場合の料金および必要となるその他の供給条件は，当分の間，次のとおりといたします。 イ　適用範囲 原則として，2024年３月31日までに再生可能エネルギー特別措置法第９条第４項に定める認定を受け，または，再生可能エネルギー特別措置法第７条にもとづいて落札された発電設備に適用いたします。 ロ　系統連系受電サービス料金等 23（系統連系受電サービス）(3)に定める系統連系受電サービス料金および44（契約超過金）(2)に定める契約超過金は申し受けません。 なお，発電場所において，イ以外の発電設備等（当社が特定契約を締結する発電設備を除きます。）が混在する場合またはイの発電設備が化石燃料を混焼するバイオマス発電設備の場合は，(ｲ)，(ﾛ)または(ﾊ)により，イ以外の部分に係る系統連系受電課金対象電力，系統連系受電サービスに係る発電量調整受電電力量または契約超過受電電力を定め，系統連系受電サービス料金および契約超過金を申し受けます。 (ｲ) 系統連系受電課金対象電力 a　イの発電設備が，化石燃料を混焼するバイオマス発電設備以外の場合 系統連系受電課金対象電力は，同時最大受電電力を発電出力等の比であん分してえた値から，発電設備等に係る供給地点のその１月の接続送電サービス契約電力（発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は，１接続送電サービスを適用した場合のその１月の接続送電サービス契約電力といたします。）を発電出力等の比であん分してえた値を差し引いた値といたします。ただし，差し引いた値が零を下回る場合の系統連系受電課金対象電力は，零といたします。 なお，あん分に必要となる発電出力は，契約者または発電契約者から当社へ通知していただきます。 b　イの発電設備が，化石燃料を混焼するバイオマス発電設備の場合 系統連系受電課金対象電力は，同時最大受電電力を認定バイオマス比率であん分してえた値から，発電設備等に係る供給地点のその１月の接続送電サービス契約電力（発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は，１接続送電サービスを適用した場合のその１月の接続送電サービス契約電力といたします。）を認定バイオマス比率であん分してえた値を差し引いた値といたします。ただし，差し引いた値が零を下回る場合の系統連系受電課金対象電力は，零といたします。 なお，認定バイオマス比率は，発電量調整供給契約の申込みに際して契約者または発電契約者から当社に通知していただきます。 また，認定バイオマス比率を変更する場合は，すみやかに変更後の認定バイオマス比率を契約者または発電契約者から当社に通知していただきます。	**14　系統連系受電サービス等についての特別措置** (1)～(3)　（略） (4)　契約者が特定契約を締結する再生可能エネルギー発電設備または再生可能エネルギー特別措置法第２条の２第１項に定める市場取引等により再生可能エネルギー電気を供給する事業に係る発電設備等において，イに定める適用範囲に該当する場合の料金および必要となるその他の供給条件は，当分の間，次のとおりといたします。 イ　適用範囲 原則として，2024年３月31日までに再生可能エネルギー特別措置法第９条第４項に定める認定を受け，または，再生可能エネルギー特別措置法第７条にもとづいて落札された発電設備等に適用いたします。 ロ　系統連系受電サービス料金等 23（系統連系受電サービス）(3)に定める系統連系受電サービス料金および44（契約超過金）(2)に定める契約超過金は申し受けません。 なお，発電場所において，イ以外の発電設備等（当社が特定契約を締結する再生可能エネルギー発電設備を除きます。）が混在する場合またはイの発電設備等が化石燃料を混焼するバイオマス発電設備の場合は，(ｲ)，(ﾛ)または(ﾊ)により，イ以外の部分に係る系統連系受電課金対象電力，系統連系受電サービスに係る発電量調整受電電力量または契約超過受電電力を定め，系統連系受電サービス料金および契約超過金を申し受けます。 (ｲ) 系統連系受電課金対象電力 a　イの発電設備等が，化石燃料を混焼するバイオマス発電設備以外の場合 系統連系受電課金対象電力は，同時最大受電電力を発電出力等の比であん分してえた値から，発電設備等に係る供給地点のその１月の接続送電サービス契約電力（発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は，１接続送電サービスを適用した場合のその１月の接続送電サービス契約電力といたします。）を発電出力等の比であん分してえた値を差し引いた値といたします。ただし，差し引いた値が零を下回る場合の系統連系受電課金対象電力は，零といたします。 なお，あん分に必要となる発電出力は，契約者または発電契約者から当社へ通知していただきます。 b　イの発電設備等が，化石燃料を混焼するバイオマス発電設備の場合 系統連系受電課金対象電力は，同時最大受電電力を認定バイオマス比率であん分してえた値から，発電設備等に係る供給地点のその１月の接続送電サービス契約電力（発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は，１接続送電サービスを適用した場合のその１月の接続送電サービス契約電力といたします。）を認定バイオマス比率であん分してえた値を差し引いた値といたします。ただし，差し引いた値が零を下回る場合の系統連系受電課金対象電力は，零といたします。 なお，認定バイオマス比率は，発電量調整供給契約の申込みに際して契約者または発電契約者から当社に通知していただきます。 また，認定バイオマス比率を変更する場合は，すみやかに変更後の認定バイオマス比率を契約者または発電契約者から当社に通知していただきます。

託送供給等約款 （2024 年 10 月 1 日実施）	託送供給等約款（案） （2025 年 4 月 1 日実施予定）
ただし，認定バイオマス比率を用いることが困難な場合は，附則５（発電量調整供給契約についての特別措置〔再生可能エネルギー発電設備〕）(8)イに定める当該バイオマス発電設備のバイオマス比率等を基準として，契約者，発電契約者または発電者と当社との協議によって定めた比率といたします。	ただし，認定バイオマス比率を用いることが困難な場合は，附則５（発電量調整供給契約についての特別措置〔再生可能エネルギー発電設備〕）(8)イに定める当該バイオマス発電設備のバイオマス比率等を基準として，契約者，発電契約者または発電者と当社との協議によって定めた比率といたします。
(ﾛ) 発電量調整受電電力量	(ﾛ) 発電量調整受電電力量
a　イの発電設備が，契約者が特定契約を締結する再生可能エネルギー発電設備の場合 イ以外の発電設備等に係る発電量調整受電電力量について，32（電力および電力量の算定）(30)イただし書または附則５（発電量調整供給契約についての特別措置〔再生可能エネルギー発電設備〕）(7)ハもしくは(8)イに準じて算定いたします。	a　イの発電設備等が，契約者が特定契約を締結する再生可能エネルギー発電設備の場合 イ以外の発電設備等に係る発電量調整受電電力量について，32（電力および電力量の算定）(30)イただし書または附則５（発電量調整供給契約についての特別措置〔再生可能エネルギー発電設備〕）(7)ハもしくは(8)イに準じて算定いたします。
b イの発電設備が，再生可能エネルギー特別措置法第２条の２第１項に定める市場取引等により再生可能エネルギー電気を供給する事業に係る発電設備の場合 イ以外の発電設備等に係る発電量調整受電電力量について，32（電力および電力量の算定）(30)イただし書または附則５（発電量調整供給契約についての特別措置〔再生可能エネルギー発電設備〕）(7)ハに準じて算定いたします。ただし，化石燃料を混焼するバイオマス発電設備の場合は，発電量調整受電電力量から発電量調整受電電力量に当該バイオマス発電設備のバイオマス比率を乗じてえた値を差し引いた値にもとづき，算定いたします。 なお，バイオマス比率は，算定後すみやかに発電契約者または発電者から当社に通知していただきます。この場合，当社は，必要に応じて，バイオマス比率の算定根拠に関する文書を発電契約者または発電者から提出していただきます。	b イの発電設備等が，再生可能エネルギー特別措置法第２条の２第１項に定める市場取引等により再生可能エネルギー電気を供給する事業に係る発電設備等の場合 イ以外の発電設備等に係る発電量調整受電電力量について，32（電力および電力量の算定）(30)イただし書または附則５（発電量調整供給契約についての特別措置〔再生可能エネルギー発電設備〕）(7)ハに準じて算定いたします。ただし，化石燃料を混焼するバイオマス発電設備の場合は，発電量調整受電電力量から発電量調整受電電力量に当該バイオマス発電設備のバイオマス比率を乗じてえた値を差し引いた値にもとづき，算定いたします。 なお，バイオマス比率は，算定後すみやかに発電契約者または発電者から当社に通知していただきます。この場合，当社は，必要に応じて，バイオマス比率の算定根拠に関する文書を発電契約者または発電者から提出していただきます。
(ﾊ) 契約超過受電電力 a　イの発電設備が，化石燃料を混焼するバイオマス発電設備以外の場合 （略） b　イの発電設備が，化石燃料を混焼するバイオマス発電設備の場合 （略）	(ﾊ) 契約超過受電電力 a　イの発電設備等が，化石燃料を混焼するバイオマス発電設備以外の場合 （略） b　イの発電設備等が，化石燃料を混焼するバイオマス発電設備の場合 （略）
(5)　揚水発電設備等が設置された受電地点において，揚水発電設備等により発電量調整供給に係る電気を発電または放電する場合，当該発電量調整供給に係る電気の電力量については，23（系統連系受電サービス）(3)ロに定める電力量料金を申し受けません。ただし，発電設備（当社が特定契約を締結する発電設備を除きます。）に揚水発電設備等が併設されている場合~~は，次のとおりといたします。~~	(5)　揚水発電設備等が設置された受電地点において，揚水発電設備等により発電量調整供給に係る電気を発電または放電する場合，当該発電量調整供給に係る電気の電力量については，23（系統連系受電サービス）(3)ロに定める電力量料金を申し受けません。ただし，発電設備（当社が特定契約を締結する再生可能エネルギー発電設備を除きます。）に揚水発電設備等が併設されている場合で，発電設備が(4)イに定める適用範囲に該当しないときは，発電契約者または発電者と当社との協議によりあらかじめ定めた方法によって系統連系受電サービスに係る発電量調整受電電力量を算定し，23（系統連系受電サービス）(3)ロに定める電力量料金を申し受けます。また，発電設備（当社が特定契約を締結する再生可能エネルギー発電設備を除きます。）に揚水発電設備等が併設されている場合で，発電設備が(4)イに定める適用範囲に該当し，かつ，再生可能エネルギー特別措置法第２条の２第１項に定める市場取引等により再生可能エネルギー電気を供給する事業に係る発電設備等が設置された受電地点に係る需要場所に接続供給され揚水または蓄電された電気を当該需要場所以外の需要場所に託送供給されるために発電または放電するときは，揚水発電設備等に係る系統連系受電課金対象電力および契約超過受電電力を(4)ロ(ｲ) a および(4)ロ(ﾊ) a に準じて定め，(4)にかかわらず，23（系統連系受電サービス）(3)イに定める基本料金から23（系統連系受電サービス）(3)ハ(ﾊ)に定める系統設備効率化割引額を差し引いた金額および44（契約超過金）(2)に定める契約超過金を申し受けます。

託送供給等約款 （2024 年 10 月 1 日実施）	託送供給等約款（案） （2025 年 4 月 1 日実施予定）
~~イ　発電設備が(4)イに定める適用範囲に該当する場合~~ ~~23（系統連系受電サービス）(3)に定める系統連系受電サービス料金および44（契約超過金）(2)に定める契約超過金を申し受けません。~~ ~~ロ　発電設備が(4)イに定める適用範囲に該当しない場合~~ ~~発電契約者または発電者と当社との協議によりあらかじめ定めた方法によって系統連系受電サービスに係る発電量調整受電電力量を算定し，23（系統連系受電サービス）(3)ロに定める電力量料金を申し受けます。~~ (6) 発電設備等に係る供給地点において最終保障供給約款にもとづく電気の需給契約（以下「当社との電気の需給契約」といいます。）を締結している場合は，次のとおりといたします。 イ～ロ　（略） ~~ハ　42（受電および供給の中止または給電指令の実施にともなう金銭決済）(3)において，当社との電気の需給契約を結んだ者を需要者とみなします。~~ ~~ニ~~ 56（契約の廃止）(5)または58（解約等）(6)において，当社との電気の需給契約を接続供給契約とみなします。 (7)（略）	(6) 発電設備等に係る供給地点において最終保障供給約款にもとづく電気の需給契約（以下「当社との電気の需給契約」といいます。）を締結している場合は，次のとおりといたします。 イ～ロ　（略） ハ 56（契約の廃止）(5)または58（解約等）(6)において，当社との電気の需給契約を接続供給契約とみなします。 (7)（略）
~~15　2025 年 3 月 31 日までの給電指令の実施等についての特別措置~~ ~~この約款実施の日から2025年 3 月31日までの期間における需要者の電気の使用または予備送電サービスの使用を制限または中止した場合の料金については，42（受電および供給の中止または給電指令の実施にともなう金銭決済）(5)または(6)にかかわらず，次のとおりといたします。~~ ~~(1) 当社は，接続供給において，40（受電および供給の中止）または41（給電指令の実施等）(2)もしくは(3)によって，契約者への供給を中止し，または需要者の電気の使用を制限し，もしくは中止した場合には，次の割引を行ない料金を算定いたします。ただし，その原因が契約者，発電契約者，発電者または需要者の責めとなる理由による場合は，割引いたしません。~~ ~~イ　低圧で供給する場合，または高圧で供給する場合で接続送電サービス契約電力もしくは臨時接続送電サービス契約電力が500キロワット未満のとき。~~ ~~(イ) 割引の対象~~ ~~電灯定額接続送電サービスについては接続送電サービス料金とし，電灯臨時定額接続送電サービスおよび動力臨時定額接続送電サービスについては臨時接続送電サービス料金とし，その他については当該供給地点の接続送電サービスまたは臨時接続送電サービスの基本料金（力率割引または割増しの適用を受ける場合はその適用後の基本料金といたします。）といたします。ただし，34（料金の算定）(1)イ，ロ，ニ，ホ，ヘまたはトの場合は，制限または中止の日における契約内容に応じて算定された所定の 1 月の金額といたします。~~ ~~(ロ) 割 引 率~~ ~~1 月中の制限し，または中止した延べ日数 1 日ごとに 4 パーセントといたします。~~ ~~(ハ) 制限または中止延べ日数の計算~~ ~~延べ日数は，1 日のうち延べ 1 時間以上制限し，または中止した日を 1 日として計算いたします。~~ ~~ロ　高圧で供給する場合で接続送電サービス契約電力または臨時接続送電サービス契約電力が500キロワット以上のとき，または特別高圧で供給する場合~~ ~~(イ) 割引の対象~~	

託送供給等約款 （2024 年 10 月 1 日実施）	託送供給等約款（案） （2025 年 4 月 1 日実施予定）
当該供給地点の力率割引または割増し後の接続送電サービスまたは臨時接続送電サービスの基本料金といたします。ただし，34（料金の算定）(1)イ，ロ，ニ，ホ，ヘまたはトの場合は，制限または中止の日における契約内容に応じて算定された所定の１月の金額といたします。 (ﾛ) 割 引 率 １月中の制限し，または中止した延べ時間数１時間ごとに0.2パーセントといたします。 (ﾊ) 制限または中止延べ時間数の計算 延べ時間数は，１回10分以上の制限または中止の延べ時間とし，１時間未満の端数を生じた場合は，30分以上は切り上げ，30分未満は切り捨てます。 なお，制限時間については，次の算式によって修正したうえで合計いたします。 （算　式） ａ　接続供給電力を制限した場合 $H' = H \times \frac{D - d}{D}$ H’＝ 修正時間（10分未満となる場合も延べ時間に算入いたします。） H ＝ 制限時間 D ＝ 当該供給地点の接続送電サービス契約電力または臨時接続送電サービス契約電力 d ＝ 制限時間中の当該供給地点の接続供給電力の最大値 ｂ　接続供給電力量を制限した場合 $H' = H \times \frac{A - B}{A}$ H’＝ 修正時間 H ＝ 制限時間 A ＝ 制限指定時間中の当該供給地点の基準となる電力量（需要者の平常操業時の接続供給電力量の実績等にもとづき算定された推定接続供給電力量といたします。） B ＝ 制限時間中の当該供給地点の接続供給電力量 ｃ 接続供給電力および接続供給電力量を同時に制限した時間については，ａによる修正時間またはｂによる修正時間のいずれか大きいものによります。 (2) (1)による延べ日数または延べ時間数を計算する場合には，電気工作物の保守または増強のための工事の必要上当社が契約者に３日前までにお知らせして行なう制限または中止は，１月につき１日を限って計算に入れません。この場合の１月につき１日とは，料金算定期間の１暦日における１回の工事による制限または中止の時間といたします。 なお，契約者と当社との協議（分割接続供給の場合は，双方の契約者と当社との協議といたします。）が整った場合は，需要者に３日前までにお知らせしたことをもって契約者に３日前までにお知らせしたものとみなします。 (3) 22（予備送電サービス）に対する利用の制限または中止についても(1)および(2)に準じて割引	

託送供給等約款 （2024 年 10 月 1 日実施）	託送供給等約款（案） （2025 年 4 月 1 日実施予定）
~~を行ない料金を算定いたします。~~	
	15　災害救助法が適用された場合等の特別措置 2025年４月１日以降に当社供給区域において災害が発生し，原則として災害発生日から１年以内に，当社供給区域内の地域が災害救助法第２条第３項に定める災害発生市町村または本部所管区域市町村の区域（以下「災害救助法適用地域」といいます。）として公示された場合，または当該災害が激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第２条第１項に定める激甚災害として指定され当社供給区域内の地域がその対象地域となった場合で，災害救助法の公示日または激甚災害の指定日が属する月から６月後の月の末日までに，当該災害により被害を受けた需要者（原則として災害救助法適用地域または激甚災害の対象地域の需要者に限ります。）の供給地点に係る託送供給について当該需要者に対して電気の供給を行なう契約者からこの特別措置の適用の申出があるとき（当社が分割接続供給を行なう供給地点においては，双方の契約者から申出がある場合に限ります。）または当該災害により被害を受けた発電者（原則として災害救助法適用地域または激甚災害の対象地域の発電者に限ります。）の受電地点に係る発電量調整供給について当該発電者もしくは当該発電量調整供給に係る発電契約者からこの特別措置の適用の申出があるときの料金および必要となるその他の供給条件は次のとおりといたします。 なお，当社は，需要者または発電者の被害状況を確認するため，必要に応じてり災証明書の提示を求める等の措置を講ずることがあります。 (1)　災害により被害を受けた需要者の供給地点に係る接続送電サービス料金，臨時接続送電サービス料金および予備送電サービス料金について，災害発生日が属する月の前月の料金（支払期日が災害発生日以降となるものに限ります。），および災害発生日が属する月からその翌々月までの料金の供給側料金算定日を，19（料金）(1)にかかわらず，それぞれ１月延期いたします。 (2)　災害により被害を受けた需要者の供給地点において，災害により被害を受けたときから引き続きまったく電気を使用しない場合には，災害発生日が属する月から６月後の月の末日までの間は，料金の算定期間ごとに次の割引を行ない料金を算定いたします。 イ　割引の対象 電灯定額接続送電サービスについては接続送電サービス料金とし，電灯臨時定額接続送電サービスおよび動力臨時定額接続送電サービスについては臨時接続送電サービス料金とし，その他については当該供給地点の接続送電サービスまたは臨時接続送電サービスの基本料金（力率割引または割増しの適用を受ける場合はその適用後の基本料金といたします。）といたします。ただし，34（料金の算定）(1)イ，ロ，ニ，ホ，ヘまたはトの場合は，まったく電気を使用しない日における契約内容に応じて算定される１月の金額といたします。 ロ　割 引 率 ハに定める割引日数１日ごとに４パーセントといたします。 ハ　割引日数 割引日数は，各月の料金の算定期間における，災害により被害を受けたときから引き続きまったく電気を使用しない期間の日数とし，30分ごとの接続供給電力量等にもとづき当社との協議によって定めます。 (3)　災害により被害を受けた需要者の供給地点において，災害により被害を受けたときから引き続きまったく予備送電サービスを使用しない場合には，災害発生日が属する月から６月後の月の末日までの間は，料金の算定期間ごとに(2)に準じて割引を行ない予備送電サービス料金を算定いたします。

託送供給等約款 （2024 年 10 月 1 日実施）	託送供給等約款（案） （2025 年 4 月 1 日実施予定）
	(4)　災害により被害を受けた需要者の供給地点において，災害により被害を受けたときから引き続きまったく電気を使用しないで，契約者が当該供給地点に係る接続供給を廃止された後，契約者が新たに当該供給地点に係る接続供給の申込みを行なった場合で，その申込みが災害発生日が属する月の６月後の月の末日までに行なわれ，かつ，その申込みが災害により被害を受けたときの当該供給地点に係る接続送電サービス契約電力等をこえないとき（分割接続供給の場合は，その申込みにもとづく１供給地点につき，１接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービス契約電力等が，災害により被害を受けたときの１供給地点につき，１接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービス契約電力等をこえないときに限ります。）は，69（工事費の負担方法）(2)にかかわらず，その工事費負担金を申し受けません。 (5) 契約者が，災害により被害を受けた需要者の供給地点において，再建等のため，21（臨時接続送電サービス）の申込みを行なった場合で，その申込みが災害発生日が属する月の６月後の月の末日までに行なわれたときは，69（工事費の負担方法）(3)にかかわらず，その臨時工事費を申し受けません。 (6)　災害により被害を受けた需要者の供給地点において，電気設備が災害のため復旧まで一時使用不能となった場合，19（料金）(1)にかかわらず，災害発生日が属する月から６月後の月の末日までの間は，その使用不能設備に相当する接続送電サービスの基本料金，臨時接続送電サービスの基本料金および予備送電サービス料金の割引を行ない料金を算定いたします。 (7) 契約者が，災害により被害を受けた需要者の供給地点において，再建等のため，引込線，計量器，その付属装置，区分装置，通信設備および電流制限器等の取付位置の変更の申込みを災害発生日が属する月の６月後の月の末日までに行なった場合で，その供給方法が災害により被害を受けたときの供給方法と同一であるときは，65（引込線の接続），66（計量器等の取付け）および68（電流制限器の取付け）にかかわらず，原則として，その初回の工事に要した実費または実費相当額を申し受けません。 (8)　災害により被害を受けた需要者の供給地点において，当社が分割接続供給を行なう場合で，(2)または(6)によって割引を行ない接続送電サービス料金または臨時接続送電サービス料金を算定するときは，(9)または(10)による料金の調整を行なうために，１供給地点につき，１接続送電サービスまたは１臨時接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービス料金または臨時接続送電サービス料金を，(2)または(6)に準じて割引を行ない算定いたします。 (9)　災害により被害を受けた需要者の供給地点において，当社が分割接続供給を行ない，かつ，(2)または(6)によって割引を行ない接続送電サービス料金を算定する場合で，それぞれの契約者に係る接続送電サービス料金の合計と，(8)によって算定された１供給地点につき，１接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービス料金との間に差が生ずるときは，34（料金の算定）(11)に準じて接続送電サービス料金の調整を行ないます。 (10)　災害により被害を受けた需要者の供給地点において，当社が分割接続供給を行ない，かつ，(2)または(6)によって割引を行ない臨時接続送電サービス料金を算定する場合で，それぞれの契約者に係る臨時接続送電サービス料金の合計と，(8)によって算定された１供給地点につき，１臨時接続送電サービスを適用した場合の臨時接続送電サービス料金との間に差が生ずるときは，34（料金の算定）(12)に準じて臨時接続送電サービス料金の調整を行ないます。 (11)　災害により被害を受けた需要者の供給地点において，当社が分割接続供給を行なう場合で，(3)または(6)によって割引を行ない予備送電サービス料金を算定するときは，(12)による料金の調整を行なうために，１供給地点につき，１予備送電サービスを適用した場合の予備送電サービ

<table>
<tr><th>託送供給等約款
（2024 年 10 月 1 日実施）</th><th>託送供給等約款（案）
（2025 年 4 月 1 日実施予定）</th></tr>
<tr><td></td><td>ス料金を，(3)または(6)に準じて割引を行ない算定いたします。
(12) 災害により被害を受けた需要者の供給地点において，当社が分割接続供給を行ない，かつ，予備送電サービスをあわせて適用し，(3)または(6)によって割引を行ない予備送電サービス料金を算定する場合で，それぞれの契約者に係る予備送電サービス料金の合計と，(11)によって算定された１供給地点につき，１予備送電サービスを適用した場合の予備送電サービス料金との間に差が生ずるときは，34（料金の算定）(13)に準じて予備送電サービス料金の調整を行ないます。
(13) 災害により被害を受けた発電者の受電地点に係る系統連系受電サービス料金について，災害発生日が属する月の前月の料金（支払期日が災害発生日以降となるものに限ります。），および災害発生日が属する月からその翌々月までの料金の支払期日を，35（支払義務の発生および支払期日）にかかわらず，それぞれ１月延期いたします。
(14) 災害により被害を受けた発電者の受電地点において，災害により被害を受けたときから引き続きまったく発電または放電しない場合（他の発電量調整供給契約等と同一計量する場合等は，すべての発電量調整供給等に係る発電量調整受電電力量等が零であるときに限ります。）には，災害発生日が属する月から６月後の月の末日までの間は，料金の算定期間ごとに次の割引を行ない料金を算定いたします。
イ　割引の対象
当該受電地点の系統連系受電サービスの基本料金から系統設備効率化割引額を差し引いた金額といたします。ただし，34（料金の算定）(1)イ，ハ，ニ，ホまたはへの場合は，まったく電気を発電または放電しない日における契約内容に応じて算定される１月の金額といたします。
ロ　割 引 率
ハに定める割引日数１日ごとに４パーセントといたします。
ハ　割引日数
割引日数は，各月の料金の算定期間における，災害により被害を受けたときから引き続きまったく電気を発電または放電しない期間の日数とし，30分ごとの発電量調整受電電力量等にもとづき当社との協議によって定めます。
(15) 災害により被害を受けた発電者の受電地点において，発電設備等が災害のため復旧まで一時運転不能となった場合，19（料金）(3)にかかわらず，災害発生日が属する月から６月後の月の末日までの間は，その運転不能設備に相当する系統連系受電サービスの基本料金の割引を行ない料金を算定いたします。
なお，この場合，その運転不能設備に相当する系統連系受電サービスの系統設備効率化割引は適用いたしません。</td></tr>
<tr><td>別　　表</td><td>別　　表</td></tr>
<tr><td>９　需要計画・調達計画・販売計画
需要計画・調達計画・販売計画の通知の期限および通知の内容は，次のとおりといたします。
<table><tr><th>対象期間</th><th>年間計画
（第１年度，
第２年度）</th><th>月間計画
（翌月，
翌々月）</th><th>週間計画
（翌週，
翌々週）</th><th>翌々日計画</th><th>翌日計画</th><th>当日計画</th></tr></table></td><td>９　需要計画・調達計画・販売計画
需要計画・調達計画・販売計画の通知の期限および通知の内容は，次のとおりといたします。
<table><tr><th>対象期間</th><th>年間計画
（第１年度，第２年度）</th><th>月間計画
（翌月，
翌々月）</th><th>週間計画
（翌週，
翌々週）</th><th>翌々日計画</th><th>翌日計画</th><th>当日計画</th></tr></table></td></tr>
</table>

託送供給等約款
（2024 年 10 月 1 日実施）

通知の期限		毎年 10 月 31 日	毎月 1 日	毎週水曜日午前 10 時	毎日午前 10 時	毎日午前 12 時	30 分ごとの実需給の開始時刻の 1 時間前
通知の内容	需要想定値	各月の平日および休日の接続対象電力の最大値および最小値	各週の平日および休日の接続対象電力の最大値および最小値	電力広域的運営推進機関が指定する時刻の日ごとの接続対象電力	~~週間計画と同一の時刻の接続対象電力~~	30 分ごとの接続対象電力量	
	需要想定値に対する調達計画・販売計画	各月の平日および休日の接続対象電力の最大値および最小値に対する発電契約者，契約者または需要抑制契約者ごとの調達分および販売分の計画値	各週の平日および休日の接続対象電力の最大値および最小値に対する発電契約者，契約者または需要抑制契約者ごとの調達分および販売分の計画値	電力広域的運営推進機関が指定する時刻の日ごとの接続対象電力に対する発電契約者，契約者または需要抑制契約者ごとの調達分および販売分の計画値	~~週間計画と同一の時刻の接続対象電力に対する発電契約者，契約者または需要抑制契約者ごとの調達分および販売分の計画値~~	30 分ごとの接続対象電力量に対する発電契約者，契約者または需要抑制契約者ごとの調達分および販売分の計画値	
		供給力未調達分の計画値 （自己等への電気の供給を行なう場合を除きます。）				—	

（注１）需要計画・調達計画・販売計画は，当社所定の様式により提出していただきます。
（注２）年度とは，４月１日から翌年の３月 31 日までの期間といたします。
（注３）当社が供給区域の詳細な需給状況を把握する必要がある場合は，より詳細な断面を提出していただく場合があります。
（注４）~~翌々日~~計画以前において，連系線の利用に係る調達計画および販売計画がある場合には，当該利用に係る調達分ごとの計画値および当該利用に係る販売分ごとの計画値を提出していただきます。

10　発電計画・調達計画・販売計画

発電計画・調達計画・販売計画の通知の期限および通知の内容は，次のとおりといたします。

対象期間		年間計画（第１年度，第２年度）	月間計画（翌月，翌々月）	週間計画（翌週，翌々週）	翌々日計画	翌日計画	当日計画
通知の期限		毎年 10 月 31 日	毎月 1 日	毎週水曜日午前10時	毎日午前 10 時	毎日午前 12 時	原則として 30 分ごとの実需給の開始時刻の 1 時間前
通知の内容	発電計画	各月の平日および休日の発電量調整受電電力の最大値および最小値	各週の平日および休日の発電量調整受電電力の最大値および最小値	電力広域的運営推進機関が指定する時刻の日ごとの発電量調整受電電力	~~週間計画と同一の時刻の発電量調整受電電力~~	30 分ごとの発電量調整受電電力量	

託送供給等約款（案）
（2025 年４月１日実施予定）

通知の期限		毎年 10 月 31 日	毎月 1 日	毎週水曜日午前 10 時	毎日午前 10 時	毎日午前 12 時	30 分ごとの実需給の開始時刻の 1 時間前
通知の内容	需要想定値	各月の平日および休日の接続対象電力の最大値および最小値	各週の平日および休日の接続対象電力の最大値および最小値	電力広域的運営推進機関が指定する時刻の日ごとの接続対象電力	30 分ごとの接続対象電力量		
	需要想定値に対する調達計画・販売計画	各月の平日および休日の接続対象電力の最大値および最小値に対する発電契約者，契約者または需要抑制契約者ごとの調達分および販売分の計画値	各週の平日および休日の接続対象電力の最大値および最小値に対する発電契約者，契約者または需要抑制契約者ごとの調達分および販売分の計画値	電力広域的運営推進機関が指定する時刻の日ごとの接続対象電力に対する発電契約者，契約者または需要抑制契約者ごとの調達分および販売分の計画値	30 分ごとの接続対象電力量に対する発電契約者，契約者または需要抑制契約者ごとの調達分および販売分の計画値		
		供給力未調達分の計画値 （自己等への電気の供給を行なう場合を除きます。）			—		

（注１）需要計画・調達計画・販売計画は，当社所定の様式により提出していただきます。
（注２）年度とは，４月１日から翌年の３月 31 日までの期間といたします。
（注３）当社が供給区域の詳細な需給状況を把握する必要がある場合は，より詳細な断面を提出していただく場合があります。
（注４）週間計画以前において，連系線の利用に係る調達計画および販売計画がある場合には，当該利用に係る調達分ごとの計画値および当該利用に係る販売分ごとの計画値を提出していただきます。

10　発電計画・調達計画・販売計画

発電計画・調達計画・販売計画の通知の期限および通知の内容は，次のとおりといたします。

対象期間		年間計画（第１年度，第２年度）	月間計画（翌月，翌々月）	週間計画（翌週，翌々週）	翌々日計画	翌日計画	当日計画
通知の期限		毎年 10 月 31 日	毎月 1 日	毎週水曜日午前10時	毎日午前 10 時	毎日午前 12 時	原則として 30 分ごとの実需給の開始時刻の 1 時間前
通知の内容	発電計画	各月の平日および休日の発電量調整受電電力の最大値および最小値	各週の平日および休日の発電量調整受電電力の最大値および最小値	電力広域的運営推進機関が指定する時刻の日ごとの発電量調整受電電力	30 分ごとの発電量調整受電電力量		

託送供給等約款
（2024 年 10 月 1 日実施）

	調達計画・販売計画	各月の平日および休日の発電量調整受電電力の最大値および最小値に対する契約者，発電契約者または需要抑制契約者ごとの調達分および販売分の計画値	各週の平日および休日の発電量調整受電電力の最大値および最小値に対する契約者，発電契約者または需要抑制契約者ごとの調達分および販売分の計画値	電力広域的運営推進機関が指定する時刻の日ごとの発電量調整受電電力に対する契約者，発電契約者または需要抑制契約者ごとの調達分および販売分の計画値	~~週間計画と同一の時刻の発電量調整受電電力に対する契約者，発電契約者または需要抑制契約者ごとの調達分および販売分の計画値~~	30 分ごとの発電量調整受電電力量に対する契約者，発電契約者または需要抑制契約者ごとの調達分および販売分の計画値	
	発電設備等の停止計画	作業の開始日時，作業の終了日時，停止内容，その他必要な項目		―	―	―	
		―	―	計画外作業			
				計画作業の変更分			

（注１）発電計画・調達計画・販売計画は，当社所定の様式により提出していただきます。
（注２）年度とは，４月１日から翌年の３月 31 日までの期間といたします。
（注３）当社が系統運用上必要な場合および料金の算定上必要な場合は，発電所別の発電計画もあわせて提出していただきます。
（注４）計画外作業および計画作業の変更分については，発生のつど，すみやかに提出していただきます。
（注５）当社が供給区域の詳細な需給状況を把握する必要がある場合は，より詳細な断面を提出していただく場合があります。
（注６）~~翌々日~~計画以前において，連系線の利用に係る調達計画および販売計画がある場合には，当該利用に係る調達分ごとの計画値および当該利用に係る販売分ごとの計画値を提出していただきます。

11　需要抑制計画・調達計画・販売計画・ベースライン

需要抑制計画・調達計画・販売計画・ベースラインの通知の期限および通知の内容は，次のとおりといたします。

対象期間		年間計画（第１年度，第２年度）	月間計画（翌月，翌々月）	週間計画（翌週，翌々週）	翌々日計画	翌日計画	当日計画
通知の期限		毎年 10 月 31 日	毎月１日	毎週水曜日午前 10時	毎日午前 10 時	毎日午前 12 時	30 分ごとの実需給の開始時刻の１時間前
通知の内容	需要抑制計画	各月の平日および休日の需要抑制量調整受電電力の最大値および最小値	各週の平日および休日の需要抑制量調整受電電力の最大値および最小値	電力広域的運営推進機関が指定する時刻の日ごとの需要抑制量調整受電電力	~~週間計画と同一の時刻の需要抑制量調整受電電力~~	30 分ごとの需要抑制量調整受電電力量	
	調達計画	各月の平日およ	各週の平日お	電力広域的運営	週間計画と同	30 分ごとの需要抑制量調整受電電	

託送供給等約款（案）
（2025 年４月１日実施予定）

	調達計画・販売計画	各月の平日および休日の発電量調整受電電力の最大値および最小値に対する契約者，発電契約者または需要抑制契約者ごとの調達分および販売分の計画値	各週の平日および休日の発電量調整受電電力の最大値および最小値に対する契約者，発電契約者または需要抑制契約者ごとの調達分および販売分の計画値	電力広域的運営推進機関が指定する時刻の日ごとの発電量調整受電電力に対する契約者，発電契約者または需要抑制契約者ごとの調達分および販売分の計画値	30 分ごとの発電量調整受電電力量に対する契約者，発電契約者または需要抑制契約者ごとの調達分および販売分の計画値
	発電設備等の停止計画	作業の開始日時，作業の終了日時，停止内容，その他必要な項目		―	―
		―	―	計画外作業	
				計画作業の変更分	

（注１）発電計画・調達計画・販売計画は，当社所定の様式により提出していただきます。
（注２）年度とは，４月１日から翌年の３月 31 日までの期間といたします。
（注３）当社が系統運用上必要な場合および料金の算定上必要な場合は，発電所別の発電計画もあわせて提出していただきます。
（注４）計画外作業および計画作業の変更分については，発生のつど，すみやかに提出していただきます。
（注５）当社が供給区域の詳細な需給状況を把握する必要がある場合は，より詳細な断面を提出していただく場合があります。
（注６）週間計画以前において，連系線の利用に係る調達計画および販売計画がある場合には，当該利用に係る調達分ごとの計画値および当該利用に係る販売分ごとの計画値を提出していただきます。

11　需要抑制計画・調達計画・販売計画・ベースライン

需要抑制計画・調達計画・販売計画・ベースラインの通知の期限および通知の内容は，次のとおりといたします。

対象期間		年間計画（第１年度，第２年度）	月間計画（翌月，翌々月）	週間計画（翌週，翌々週）	翌々日計画	翌日計画	当日計画
通知の期限		毎年 10 月 31 日	毎月１日	毎週水曜日午前 10時	毎日午前 10 時	毎日午前 12 時	30 分ごとの実需給の開始時刻の１時間前
通知の内容	需要抑制計画	各月の平日および休日の需要抑制量調整受電電力の最大値および最小値	各週の平日および休日の需要抑制量調整受電電力の最大値および最小値	電力広域的運営推進機関が指定する時刻の日ごとの需要抑制量調整受電電力	30 分ごとの需要抑制量調整受電電力量		
	調達計画	各月の平日お	各週の平日お	電力広域的運営	30 分ごとの需要抑制量調整受電電力量に対する契約		

託送供給等約款
（2024 年 10 月 1 日実施）

	・ 販売計画	び休日の需要抑制量調整受電電力の最大値および最小値に対する契約者，発電契約者または需要抑制契約者ごとの調達分および販売分の計画値	および休日の需要抑制量調整受電電力の最大値および最小値に対する契約者，発電契約者または需要抑制契約者ごとの調達分および販売分の計画値	推進機関が指定する時刻の日ごとの需要抑制量調整受電電力に対する契約者，発電契約者または需要抑制契約者ごとの調達分および販売分の計画値	~~一の時刻の需要抑制量調整受電電力に対する契約者，発電契約者または需要抑制契約者ごとの調達分および販売分の計画値~~	力量に対する契約者，発電契約者または需要抑制契約者ごとの調達分および販売分の計画値	
	ベース ライン	―	―	―	―	―	30 分ごとの値

（注１）需要抑制計画・調達計画・販売計画・ベースラインは，当社所定の様式により提出していただきます。
（注２）年度とは，４月１日から翌年の３月 31 日までの期間といたします。
（注３）当社が供給区域の詳細な需給状況を把握する必要がある場合は，より詳細な断面を提出していただく場合があります。
（注４）翌々日計画以前において，連系線の利用に係る調達計画および販売計画がある場合には，当該利用に係る調達分ごとの計画値および当該利用に係る販売分ごとの計画値を提出していただきます。

託送供給等約款（案）
（2025 年４月１日実施予定）

	・ 販売計画	および休日の需要抑制量調整受電電力の最大値および最小値に対する契約者，発電契約者または需要抑制契約者ごとの調達分および販売分の計画値	および休日の需要抑制量調整受電電力の最大値および最小値に対する契約者，発電契約者または需要抑制契約者ごとの調達分および販売分の計画値	推進機関が指定する時刻の日ごとの需要抑制量調整受電電力に対する契約者，発電契約者または需要抑制契約者ごとの調達分および販売分の計画値	者，発電契約者または需要抑制契約者ごとの調達分および販売分の計画値		
	ベース ライン	―	―	―	―	―	30 分ごとの値

（注１）需要抑制計画・調達計画・販売計画・ベースラインは，当社所定の様式により提出していただきます。
（注２）年度とは，４月１日から翌年の３月 31 日までの期間といたします。
（注３）当社が供給区域の詳細な需給状況を把握する必要がある場合は，より詳細な断面を提出していただく場合があります。
（注４）週間計画以前において，連系線の利用に係る調達計画および販売計画がある場合には，当該利用に係る調達分ごとの計画値および当該利用に係る販売分ごとの計画値を提出していただきます。

託送供給等約款 （2024 年 10 月 1 日実施）	託送供給等約款（案） （2025 年 4 月 1 日実施予定）
託 送 供 給 等 約 款（別冊） ［系統連系技術要件・標準設計基準］	託 送 供 給 等 約 款（別冊） ［系統連系技術要件・標準設計基準］

託送供給等約款 （2024 年 10 月 1 日実施）	託送供給等約款（案） （2025 年 4 月 1 日実施予定）
託 送 供 給 等 約 款（別冊） ［系統連系技術要件・標準設計基準］ **目　　次**	**託 送 供 給 等 約 款（別冊）** ［系統連系技術要件・標準設計基準］ **目　　次**
別冊１　系統連系技術要件（低圧）…… 1 別冊２　系統連系技術要件（高圧）…… ~~19~~ 別冊３　系統連系技術要件（特別高圧）…… ~~44~~ 別冊４　標準設計基準 …… ~~78~~	別冊１　系統連系技術要件（低圧）…… 1 別冊２　系統連系技術要件（高圧）…… 20 別冊３　系統連系技術要件（特別高圧）…… 48 別冊４　標準設計基準 …… 85

託送供給等約款 （2024 年 10 月 1 日実施）	託送供給等約款（案） （2025 年 4 月 1 日実施予定）
別　冊　1 **系統連系技術要件（低圧）** **Ⅱ　発電設備等の系統連系技術要件**	別　冊　1 **系統連系技術要件（低圧）** **Ⅱ　発電設備等の系統連系技術要件**
7　運転可能周波数 発電設備等の連続運転可能周波数，運転可能周波数~~および~~周波数低下リレーの整定値は，次のとおりとしていただきます。 (1) 60ヘルツの系統に連系する場合 イ　（略） ロ　運転可能周波数 運転可能周波数は，57.0ヘルツ以上61.8ヘルツ以下とすること。 なお，周波数低下時の運転継続時間は，58.2ヘルツでは10分程度以上，57.6ヘルツでは１分程度以上とすること。ただし，逆変換装置を用いた発電設備等で事故時運転継続要件（FRT要件）非適用の設備については，~~これによらない~~。 ハ　（略） (2) 50ヘルツの系統に連系する場合 イ　（略） ロ　運転可能周波数 運転可能周波数は，47.5ヘルツ以上51.5ヘルツ以下とすること。 なお，周波数低下時の運転継続時間は，48.5ヘルツでは10分程度以上，48.0ヘルツでは１分程度以上とすること。ただし，逆変換装置を用いた発電設備等で事故時運転継続要件（FRT要件）非適用の設備については，~~これによらない~~。 ハ　（略）	**7　運転可能周波数・並列時許容周波数** 発電設備等の連続運転可能周波数，運転可能周波数，周波数低下リレーの整定値および並列時許容周波数は，次のとおりとしていただきます。 (1) 60ヘルツの系統に連系する場合 イ　（略） ロ　運転可能周波数 運転可能周波数は，57.0ヘルツ以上61.8ヘルツ以下とすること。 なお，周波数低下時の運転継続時間は，58.2ヘルツでは10分程度以上，57.6ヘルツでは１分程度以上とすること。ただし，逆変換装置を用いた発電設備等で事故時運転継続要件（FRT要件）非適用の設備については，この限りではありません。 ハ　（略） ニ　並列時許容周波数 系統周波数を適正値に維持する必要があるため，並列時の周波数は並列時許容周波数以内とすること。 なお，並列時許容周波数は，標準周波数60ヘルツ+0.1ヘルツ以下（設定可能範囲：標準周波数60ヘルツ＋0.1～＋1.0ヘルツ）とすること。ただし，系統固有の事由等により個別に協議させていただく場合があります。 (2) 50ヘルツの系統に連系する場合 イ　（略） ロ　運転可能周波数 運転可能周波数は，47.5ヘルツ以上51.5ヘルツ以下とすること。 なお，周波数低下時の運転継続時間は，48.5ヘルツでは10分程度以上，48.0ヘルツでは１分程度以上とすること。ただし，逆変換装置を用いた発電設備等で事故時運転継続要件（FRT要件）非適用の設備については，この限りではありません。 ハ　（略） ニ　並列時許容周波数 系統周波数を適正値に維持する必要があるため，並列時の周波数は並列時許容周波数以内とすること。 なお，並列時許容周波数は，標準周波数50ヘルツ+0.1ヘルツ以下（設定可能範囲：標準周波数50ヘルツ＋0.1～＋1.0ヘルツ）とすること。ただし，系統固有の事由等により個別に協議させていただく場合があります。
15　電 圧 変 動 (1) 常時電圧変動対策	**15　電 圧 変 動** (1) 常時電圧変動対策

託送供給等約款 （2024 年 10 月 1 日実施）	託送供給等約款（案） （2025 年 4 月 1 日実施予定）
連系する系統における低圧需要家の電圧を適正値（標準電圧100ボルトで供給する場所については101ボルトの上下６ボルトを超えない値，標準電圧200ボルトで供給する場所については202ボルトの上下20ボルトを超えない値といたします。）以内に維持する必要があ~~るため，~~発電設備等の逆潮流により低圧需要家の電圧が適正値を逸脱するおそれがある場合は，進相無効電力制御機能または出力制御機能により自動的に電圧を調整する対策を行なっていただきます。 ~~なお，~~これにより対応できない場合は，配電線増強等の対策が必要となります。	連系する系統における低圧需要家の電圧を適正値（標準電圧100ボルトで供給する場所については101ボルトの上下６ボルトを超えない値，標準電圧200ボルトで供給する場所については202ボルトの上下20ボルトを超えない値といたします。）以内に維持する必要があります。 なお，電圧規制点は構内負荷機器への影響を考慮し，原則として受電点といたします。ただし，系統側の電圧が電圧上限値に近い場合，発電設備等からの逆潮流の制限により発電電力量が低下する場合は，当該発電設備等設置者以外の低圧需要家への供給電圧が適正値を逸脱するおそれがないことを条件として，電圧規制点を引込柱といたします。発電設備等の逆潮流により低圧需要家の電圧が適正値を逸脱するおそれがある場合は，進相無効電力制御機能または出力制御機能により自動的に電圧を調整する対策を行なっていただきます。これにより対応できない場合は，配電線増強等の対策が必要となります。 また，発電設備等のパワーコンディショナーは逆潮流による電圧上昇を抑制する対策として，次に示す対策を行なっていただきます。 イ　発電設備等のパワーコンディショナーに，適正電圧範囲内で常に一定の力率（80～100パーセント〔１パーセント刻み〕）で進相運転を行なう機能（力率一定制御）を有するものを用いること。 ロ　太陽光発電設備（複数直流入力の発電設備を含みます。）については，現時点における標準的な力率95パーセントに設定すること。ただし，連系点の潮流が順潮流状態のときは，力率を100パーセントに制御可能といたします。 なお，高圧配電線等の系統状況により個別に力率値を指定する場合には，力率値を変更すること。
(2)　（略） (3)　電圧フリッカ対策 発電設備等を設置する場合で，発電設備等の頻繁な並解列や出力変動，単独運転検出機能（能動的方式）による電圧フリッカにより適正値（受電点における電圧フリッカレベル〔ΔＶ10〕が0.45ボルト以下〔当該設備のみの場合は，0.23ボルト以下〕であることといたします。）を逸脱するおそれがあるときは，次に示す電圧フリッカ対策等を行なっていただきます。 イ～ロ　（略） ハ 単独運転検出機能（能動的方式）による電圧フリッカにより適正値を逸脱するおそれがある場合（新型能動的方式を具備する場合等）は，無効電力発振の予兆を検出して無効電力の注入を一時的に停止する機能を有する装置の設置等の対策を行なうこと。 また，単独運転検出機能（能動的方式）による電圧フリッカにより，系統運用に支障が発生した場合または発生するおそれがある場合には，発電設備等設置者は，当社と協議のうえ，単独運転検出に影響のない範囲で，周波数フィードバックゲインや無効電力の注入量の上下限値の変更等により，配電線に注入する無効電力の注入量を低減する等の対策を講じること。 なお，ソフトウェア改修不可等で対応できない場合については，機器取替や対応時期等を含めて個別協議といたします。	(2)　（略） (3)　電圧フリッカ対策 発電設備等を設置する場合で，発電設備等の頻繁な並解列や出力変動，単独運転検出機能（能動的方式）による電圧フリッカにより適正値（受電点における電圧フリッカレベル〔ΔＶ10〕が0.45ボルト以下〔当該設備のみの場合は，0.23ボルト以下〕であることといたします。）を逸脱するおそれがあるときは，次に示す電圧フリッカ対策等を行なっていただきます。 イ～ロ　（略） ハ 単独運転検出機能（能動的方式）による電圧フリッカにより適正値を逸脱するおそれがある場合（新型能動的方式を具備する場合等）は，発生する電圧フリッカの電圧変動周期にかかわらず無効電力発振の予兆を検出して無効電力の注入を一時的に停止する機能を有する装置の設置等の対策を行なうこと。 また，単独運転検出機能（能動的方式）による電圧フリッカにより，系統運用に支障が発生した場合または発生するおそれがある場合には，発電設備等設置者は，当社と協議のうえ，単独運転検出に影響のない範囲で，周波数フィードバックゲインや無効電力の注入量の上下限値の変更等により，配電線に注入する無効電力の注入量を低減する等の対策を講じること。 なお，ソフトウェア改修不可等で対応できない場合については，機器取替や対応時期等を含めて個別協議といたします。
19　需給バランス制約による発電設備等の出力の抑制 (1)　（略） (2) 逆潮流のある火力発電設備およびバイオマス発電設備（ただし，再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則に定める地域資源バイオマス発電設備であって，燃料貯	19　需給バランス制約による発電設備等の出力の抑制 (1)　（略） (2) 逆潮流のある火力発電設備およびバイオマス発電設備（ただし，再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則に定める地域資源バイオマス発電設備であって，燃料貯蔵

託送供給等約款 （2024 年 10 月 1 日実施）	託送供給等約款（案） （2025 年 4 月 1 日実施予定）
蔵や技術に由来する制約等により出力の抑制が困難なものを除きます。）は，発電出力を技術的に合理的な範囲で最大限抑制し，多くとも50パーセント以下に抑制するために必要な機能を具備していただきます。 なお，停止による対応も可能といたします。また，自家消費を主な目的とした発電設備等については，個別の事情を踏まえ対策の内容を協議させていただきます。	や技術に由来する制約等により出力の抑制が困難なものを除きます。）は，発電出力を技術的に合理的な範囲で最大限抑制し，発電端の定格出力に対する最低出力について，火力発電設備（化石燃料を混焼するバイオマス発電設備を含みます。）については多くとも30パーセント以下，バイオマス発電設備については多くとも50パーセント以下に抑制するために必要な機能を具備していただきます。 なお，停止による対応も可能といたします。また，自家消費を主な目的とした発電設備等については，個別の事情を踏まえ対策の内容を協議させていただきます。実証設備の実証期間中の扱いについては，技術的制約を踏まえ個別に協議させていただき，実証期間終了後は，再協議させていただきます。
	21　発電機運転制御装置の付加 周波数調整のための出力低下防止機能は，次のとおりとしていただきます。 なお，周波数変動に鋭敏な負荷設備や，構内設備（発電用所内電源を除きます。）への電源供給維持のため，自立運転に移行する必要がある自家用発電設備等については，対策内容を協議させていただきます。 (1) 60ヘルツの系統に連系する場合 火力発電設備およびコージェネレーションシステム（ガスタービン・ガスエンジンを採用したコージェネレーションシステムを除きます。）は，周波数58.8ヘルツまでは発電機出力を低下しない，周波数58.8ヘルツ以下については，1.2ヘルツ低下するごとに５パーセント以内の出力低下に抑える，または，一度出力低下しても回復する機能もしくは装置を具備すること。 (2) 50ヘルツの系統に連系する場合 火力発電設備およびコージェネレーションシステム（ガスタービン・ガスエンジンを採用したコージェネレーションシステムを除きます。）は，周波数49.0ヘルツまでは発電機出力を低下しない，周波数49.0ヘルツ以下については，1.0ヘルツ低下するごとに５パーセント以内の出力低下に抑える，または，一度出力低下しても回復する機能もしくは装置を具備すること。
~~21~~　サイバーセキュリティ対策 （略）	22　サイバーセキュリティ対策 （略）
~~22~~　発電機諸元 （略）	23　発電機諸元 （略）
~~23~~　そ　の　他 （略）	24　そ　の　他 （略）
別　冊　２ 系統連系技術要件（高圧） Ⅱ　発電設備等の系統連系技術要件	別　冊　２ 系統連系技術要件（高圧） Ⅱ　発電設備等の系統連系技術要件
６　運転可能周波数 発電設備等の連続運転可能周波数，運転可能周波数~~および~~周波数低下リレーの整定値は，次のとおりとしていただきます。 (1) 60ヘルツの系統に連系する場合 イ　（略）	６　運転可能周波数**・並列時許容周波数** 発電設備等の連続運転可能周波数，運転可能周波数，周波数低下リレーの整定値および並列時許容周波数は，次のとおりとしていただきます。 (1) 60ヘルツの系統に連系する場合 イ　（略）

託送供給等約款 （2024 年 10 月 1 日実施）	託送供給等約款（案） （2025 年 4 月 1 日実施予定）
ロ　運転可能周波数 運転可能周波数は，57.0ヘルツ以上61.8ヘルツ以下とすること。 なお，周波数低下時の運転継続時間は，58.2ヘルツでは10分程度以上，57.6ヘルツでは１分程度以上とすること。ただし，逆変換装置を用いた発電設備等で事故時運転継続要件（FRT要件）非適用の設備については，これによらない。 ハ　（略） (2) 50ヘルツの系統に連系する場合 イ　（略） ロ　運転可能周波数 運転可能周波数は，47.5ヘルツ以上51.5ヘルツ以下とすること。 なお，周波数低下時の運転継続時間は，48.5ヘルツでは10分程度以上，48.0ヘルツでは１分程度以上とすること。ただし，逆変換装置を用いた発電設備等で事故時運転継続要件（FRT要件）非適用の設備については，これによらない。 ハ　（略）	ロ　運転可能周波数 運転可能周波数は，57.0ヘルツ以上61.8ヘルツ以下とすること。 なお，周波数低下時の運転継続時間は，58.2ヘルツでは10分程度以上，57.6ヘルツでは１分程度以上とすること。ただし，逆変換装置を用いた発電設備等で事故時運転継続要件（FRT要件）非適用の設備については，この限りではありません。 ハ　（略） ニ　並列時許容周波数 系統周波数を適正値に維持する必要があるため，並列時の周波数は並列時許容周波数以内とすること。 なお，並列時許容周波数は，標準周波数60ヘルツ+0.1ヘルツ以下（設定可能範囲：標準周波数60ヘルツ＋0.1～＋1.0ヘルツ）とすること。ただし，系統固有の事由等により個別に協議させていただく場合があります。 (2) 50ヘルツの系統に連系する場合 イ　（略） ロ　運転可能周波数 運転可能周波数は，47.5ヘルツ以上51.5ヘルツ以下とすること。 なお，周波数低下時の運転継続時間は，48.5ヘルツでは10分程度以上，48.0ヘルツでは１分程度以上とすること。ただし，逆変換装置を用いた発電設備等で事故時運転継続要件（FRT要件）非適用の設備については，この限りではありません。 ハ　（略） ニ　並列時許容周波数 系統周波数を適正値に維持する必要があるため，並列時許容周波数は，標準周波数50ヘルツ+0.1ヘルツ以下（設定可能範囲：標準周波数50ヘルツ＋0.1～＋1.0ヘルツ）とすること。ただし，系統固有の事由等により個別に協議させていただく場合があります。
16　電 圧 変 動 (1) 常時電圧変動対策 連系する系統における低圧需要家の電圧を適正値（標準電圧100ボルトで供給する場所については101ボルトの上下６ボルトを超えない値，標準電圧200ボルトで供給する場所については202ボルトの上下20ボルトを超えない値）以内に維持する必要があるため，発電設備等の解列による電圧低下や逆潮流による系統の電圧上昇等により適正値を逸脱するおそれがある場合は，次に示す電圧変動対策を行なっていただきます。ただし，これにより対応できない場合には，配電線新設による負荷分割等の配電線増強や変電所に至る専用供給設備への連系を行なう等の対策を行ないます。 イ　発電設備等の解列等により低圧需要家の電圧が適正値を逸脱するおそれがある場合には，自動的に負荷を制限すること。 ロ　発電設備等の逆潮流により低圧需要家の電圧が適正値を逸脱するおそれがある場合には，自動的に電圧を調整すること。	**16　電 圧 変 動** (1) 常時電圧変動対策 連系する系統における低圧需要家の電圧を適正値（標準電圧100ボルトで供給する場所については101ボルトの上下６ボルトを超えない値，標準電圧200ボルトで供給する場所については202ボルトの上下20ボルトを超えない値）以内に維持する必要があるため，発電設備等の解列による電圧低下や逆潮流による系統の電圧上昇等により適正値を逸脱するおそれがある場合は，次に示す電圧変動対策を行なっていただきます。ただし，これにより対応できない場合には，配電線新設による負荷分割等の配電線増強や変電所に至る専用供給設備への連系を行なう等の対策を行ないます。 イ　発電設備等の解列等により低圧需要家の電圧が適正値を逸脱するおそれがある場合には，自動的に負荷を制限すること。または，適正な電圧が維持できる範囲まで自動的に負荷を制限する自動負荷遮断装置を設置すること。 ロ　発電設備等の逆潮流により低圧需要家の電圧が適正値を逸脱するおそれがある場合には，自動的に電圧を調整すること。また，受電点および発電端の力率は，協議により決定することとするが，高圧配電線等の系統状況により個別に力率値を指定する場合には，力率値を変更する

託送供給等約款 （2024 年 10 月 1 日実施）	託送供給等約款（案） （2025 年 4 月 1 日実施予定）
(2) （略） (3) 電圧フリッカ対策 発電設備等を設置する場合で，発電設備等の頻繁な並解列や出力変動，単独運転検出機能（能動的方式）による電圧フリッカにより適正値（受電点における電圧フリッカレベル〔ΔＶ10〕が0.45ボルト以下〔当該設備のみの場合は，0.23ボルト以下〕であることといたします。）を逸脱するおそれがあるときは，次に示す電圧フリッカ対策等を行なっていただきます。 イ　風力発電設備等の頻繁な並解列により電圧フリッカが適正値を逸脱するおそれがある場合は、~~静止型無効電力補償装置（以下「~~SVC~~」といいます。）~~の設置やサイリスタ等によるソフトスタート機能を有する装置の設置，配電線の太線化等による系統インピーダンスの低減等の対策を行なうこと。ただし，これにより対応できない場合には，配電線の増強等の実施または専用線による連系といたします。 ロ～ハ　（略）	こと。 なお，自動電圧調整の手段としては，逆潮流電力の大きさや発電設備等の形式により，次の４方式等から選択いただきます。 (ｲ) 発電設備等を一定の遅相で運転して，一定値以上の逆潮流が発生するとき，進相用コンデンサ（一般には開放）で受電点の力率を所定力率に調整すること。 (ﾛ) 発電設備等を一定の進相で運転して，一定値以上の逆潮流が発生するとき，進相用コンデンサで受電点の力率を所定力率に調整すること。 (ﾊ) 一定値以上の逆潮流が発生するときに，進相用コンデンサの値を一定値まで減じ，かつ発電設備等の無効電力出力を制御して受電点の力率を所定力率に調整すること。ただし，発電設備等の無効電力出力が限界値となる場合には，有効電力を減ずることで電圧上昇の抑制をするとともに受電点の力率を所定力率に調整すること。 (ﾆ) パワーコンディショナーの力率一定制御（80パーセントから100パーセント〔１パーセント刻み〕で進相または遅相運転を行なう機能）または静止型無効電力補償装置（以下「SVC」といいます。）の制御などにより，受電点の力率を所定力率に調整すること。 (2) （略） (3) 電圧フリッカ対策 発電設備等を設置する場合で，発電設備等の頻繁な並解列や出力変動，単独運転検出機能（能動的方式）による電圧フリッカにより適正値（受電点における電圧フリッカレベル〔ΔＶ10〕が0.45ボルト以下〔当該設備のみの場合は，0.23ボルト以下〕であることといたします。）を逸脱するおそれがあるときは，次に示す電圧フリッカ対策等を行なっていただきます。 イ　風力発電設備等の頻繁な並解列により電圧フリッカが適正値を逸脱するおそれがある場合は、SVCの設置やサイリスタ等によるソフトスタート機能を有する装置の設置，配電線の太線化等による系統インピーダンスの低減等の対策を行なうこと。ただし，これにより対応できない場合には，配電線の増強等の実施または専用線による連系といたします。 ロ～ハ　（略）
22　需給バランス制約による発電設備等の出力の抑制 (1) （略） (2) 逆潮流のある火力発電設備およびバイオマス発電設備（ただし，再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則に定める地域資源バイオマス発電設備であって，燃料貯蔵や技術に由来する制約等により出力の抑制が困難なものを除きます。）は，発電出力を技術的に合理的な範囲で最大限抑制し，多くとも50パーセント以下に抑制するために必要な機能を具備していただきます。 なお，停止による対応も可能といたします。また，自家消費を主な目的とした発電設備等については，個別の事情を踏まえ対策の内容を協議させていただきます。	**22　需給バランス制約による発電設備等の出力の抑制** (1) （略） (2) 逆潮流のある火力発電設備およびバイオマス発電設備（ただし，再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則に定める地域資源バイオマス発電設備であって，燃料貯蔵や技術に由来する制約等により出力の抑制が困難なものを除きます。）は，発電出力を技術的に合理的な範囲で最大限抑制し，発電端の定格出力に対する最低出力について，火力発電設備（化石燃料を混焼するバイオマス発電設備を含みます。）については多くとも30パーセント以下，バイオマス発電設備については多くとも50パーセント以下に抑制するために必要な機能を具備していただきます。 なお，停止による対応も可能といたします。また，自家消費を主な目的とした発電設備等については，個別の事情を踏まえ対策の内容を協議させていただきます。実証設備の実証期間中の扱いについては，技術的制約を踏まえ個別に協議させていただき，実証期間終了後は，再協議させていただきます。
	24　発電機運転制御装置の付加 周波数調整のための出力低下防止機能は，次のとおりとしていただきます。

託送供給等約款 （2024 年 10 月 1 日実施）	託送供給等約款（案） （2025 年 4 月 1 日実施予定）
	なお，周波数変動に鋭敏な負荷設備や，構内設備（発電用所内電源を除きます。）への電源供給維持のため，自立運転に移行する必要がある自家用発電設備等については，対策内容を協議させていただきます。 (1) 60ヘルツの系統に連系する場合 火力発電設備およびコージェネレーション（ガスタービン・ガスエンジンを採用したコージェネレーションを除きます。）は，周波数58.8ヘルツまでは発電機出力を低下しない，周波数58.8ヘルツ以下については，1.2ヘルツ低下するごとに５パーセント以内の出力低下に抑える，または，一度出力低下しても回復する機能もしくは装置を具備すること。 (2) 50ヘルツの系統に連系する場合 火力発電設備およびコージェネレーション（ガスタービン・ガスエンジンを採用したコージェネレーションを除きます。）は，周波数49.0ヘルツまでは発電機出力を低下しない，周波数49.0ヘルツ以下については，1.0ヘルツ低下するごとに５パーセント以内の出力低下に抑える，または，一度出力低下しても回復する機能もしくは装置を具備すること。
~~24~~ 連 絡 体 制 （略）	25 連 絡 体 制 （略）
~~25~~ 情 報 提 供 （略）	26 情 報 提 供 （略）
~~26~~ サイバーセキュリティ対策 （略）	27 サイバーセキュリティ対策 （略）
~~27~~ そ の 他 （略）	28 そ の 他 （略）
Ⅲ 需要設備の系統連系技術要件	Ⅲ 需要設備の系統連系技術要件
~~28~~ 保 護 協 調 （略）	29 保 護 協 調 （略）
~~29~~ 保護装置の設置 （略）	30 保護装置の設置 （略）
~~30~~ しゃ断箇所 （略）	31 しゃ断箇所 （略）
~~31~~ 接 地 方 式 （略）	32 接 地 方 式 （略）
~~32~~ 受電地点および供給地点の電圧変動 （略）	33 受電地点および供給地点の電圧変動 （略）
~~33~~ 電圧フリッカおよび電圧変動 （略）	34 電圧フリッカおよび電圧変動 （略）
~~34~~ 瞬時電圧低下 （略）	35 瞬時電圧低下 （略）
~~35~~ 進相用コンデンサの運用	36 進相用コンデンサの運用

<table>
<tr><th>託送供給等約款
（2024 年 10 月 1 日実施）</th><th>託送供給等約款（案）
（2025 年 4 月 1 日実施予定）</th></tr>
<tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>~~36~~　高　調　波
需要者から系統に流出する高調波流出電流を抑制するため，次の項目を遵守していただきます。
(1)　（略）
(2)　高調波流出電流の上限値
対象者から系統に流出する高調波流出電流の上限値は，高調波の次数ごとに，~~第１~~表に示す１キロワット当たりの高調波流出電流の上限値に，系統を利用する規模（キロワット）を乗じた値といたします。
~~第１表　１キロワット当たりの高調波流出電流上限値（ミリアンペア）~~
<table><tr><td>５次</td><td>７次</td><td>11 次</td><td>13 次</td><td>17 次</td><td>19 次</td><td>23 次</td><td>23 次
超過</td></tr><tr><td>3.5</td><td>2.5</td><td>1.6</td><td>1.3</td><td>1.0</td><td>0.90</td><td>0.76</td><td>0.70</td></tr></table>
(3)　（略）</td><td>37　高　調　波
需要者から系統に流出する高調波流出電流を抑制するため，次の項目を遵守していただきます。
(1)　（略）
(2)　高調波流出電流の上限値
対象者から系統に流出する高調波流出電流の上限値は，高調波の次数ごとに，次の表に示す１キロワット当たりの高調波流出電流の上限値（ミリアンペア）に，系統を利用する規模（キロワット）を乗じた値といたします。
<table><tr><td>５次</td><td>７次</td><td>11 次</td><td>13 次</td><td>17 次</td><td>19 次</td><td>23 次</td><td>23 次
超過</td></tr><tr><td>3.5</td><td>2.5</td><td>1.6</td><td>1.3</td><td>1.0</td><td>0.90</td><td>0.76</td><td>0.70</td></tr></table>
(3)　（略）</td></tr>
<tr><td>~~37~~　サイバーセキュリティ対策
（略）</td><td>38　サイバーセキュリティ対策
（略）</td></tr>
<tr><td>別　冊　３
系統連系技術要件（特別高圧）
Ⅱ　発電設備等の系統連系技術要件</td><td>別　冊　３
系統連系技術要件（特別高圧）
Ⅱ　発電設備等の系統連系技術要件</td></tr>
<tr><td>５　運転可能周波数・並列時許容周波数
~~(1)~~　運転可能周波数
発電設備等の連続運転可能周波数および運転可能周波数は，次のとおりとしていただきます。
なお，周波数低下時の運転継続時間は，58.2ヘルツでは10分程度以上，57.6ヘルツでは１分程度以上としていただきます。また，周波数低下リレーの整定値は，原則として，検出レベルを57.0ヘルツ，検出時限を自動再閉路時間と協調が取れる範囲の最大値（２秒以上といたします。）としていただきます。
~~イ~~　連続運転可能周波数
連続運転可能周波数は，58.2ヘルツを超え60.5ヘルツ以下とすること。
~~ロ~~　運転可能周波数
運転可能周波数は，57.0ヘルツ以上61.8ヘルツ以下とすること。
(2)　並列時許容周波数
系統周波数を適正値に維持する必要があるため，並列時の周波数は並列時許容周波数以内とし</td><td>５　運転可能周波数・並列時許容周波数
発電設備等の連続運転可能周波数，運転可能周波数，周波数低下リレーの整定値および並列時許容周波数は，次のとおりとしていただきます。
(1)　60ヘルツの系統に連系する場合
イ　運転可能周波数
発電設備等の連続運転可能周波数および運転可能周波数は，次のとおりとしていただきます。
なお，周波数低下時の運転継続時間は，58.2ヘルツでは10分程度以上，57.6ヘルツでは１分程度以上としていただきます。また，周波数低下リレーの整定値は，原則として，検出レベルを57.0ヘルツ，検出時限を自動再閉路時間と協調が取れる範囲の最大値（２秒以上といたします。）としていただきます。
(ｲ)　連続運転可能周波数
連続運転可能周波数は，58.2ヘルツを超え60.5ヘルツ以下とすること。
(ﾛ)　運転可能周波数
運転可能周波数は，57.0ヘルツ以上61.8ヘルツ以下とすること。
ロ　並列時許容周波数</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>託送供給等約款
（2024 年 10 月 1 日実施）</th><th>託送供給等約款（案）
（2025 年 4 月 1 日実施予定）</th></tr>
<tr><td>ていただきます。
　なお，並列時許容周波数は，標準周波数＋0.1ヘルツ以下（設定可能範囲：標準周波数＋0.1～＋1.0ヘルツ）といたします。ただし，系統固有の事由等により個別に協議させていただく場合があります。</td><td>　系統周波数を適正値に維持する必要があるため，並列時の周波数は並列時許容周波数以内としていただきます。
　なお，並列時許容周波数は，標準周波数60ヘルツ＋0.1ヘルツ以下（設定可能範囲：標準周波数60ヘルツ＋0.1～＋1.0ヘルツ）といたします。ただし，系統固有の事由等により個別に協議させていただく場合があります。
(2) 50ヘルツの系統に連系する場合
イ　運転可能周波数
　発電設備等の連続運転可能周波数および運転可能周波数は，次のとおりとしていただきます。
　なお，周波数低下時の運転継続時間は，48.5ヘルツでは10分程度以上，48.0ヘルツでは１分程度以上としていただきます。また，周波数低下リレーの整定値は，原則として，検出レベルを47.5ヘルツ，検出時限を自動再閉路時間と協調が取れる範囲の最大値（２秒以上といたします。）としていただきます。
(ｲ) 連続運転可能周波数
　連続運転可能周波数は，48.5ヘルツを超え50.5ヘルツ以下とすること。
(ﾛ) 運転可能周波数
　運転可能周波数は，47.5ヘルツ以上51.5ヘルツ以下とすること。
ロ　並列時許容周波数
　系統周波数を適正値に維持する必要があるため，並列時の周波数は並列時許容周波数以内とすること。
　なお，並列時許容周波数は，標準周波数50ヘルツ＋0.1ヘルツ以下（設定可能範囲：標準周波数50ヘルツ＋0.1～＋1.0ヘルツ）といたします。ただし，系統固有の事由等により個別に協議させていただく場合があります。</td></tr>
<tr><td>６　保護協調と不要解列の防止
(1)　（略）
(2) 事故時運転継続
　系統故障による広範囲の瞬時電圧低下や周波数変動等により，発電設備等の一斉解列や出力低下継続等が発生し，系統全体の電圧・周波数維持に大きな影響を与えることを防止するため，発電設備等の種別ごとに定められる次の事故時運転継続要件（以下「FRT要件」といいます。）を満たしていただきます。
<table>
<tr><td rowspan="3">発電設備等</td><td colspan="2">電圧低下</td><td rowspan="2">周波数変動
（運転継続）</td></tr>
<tr><td>三相短絡を想定</td><td>二相短絡を想定</td></tr>
<tr><td>残電圧20%以上
（運転継続）</td><td>残電圧20%未満
（運転継続またはｹﾞｰﾄﾌﾞﾛｯｸによる出力停止）</td><td>残電圧52%以上・位相変化41度以下（運転継続）</td><td>60Hz系統</td></tr>
</table></td><td>６　保護協調と不要解列の防止
(1)　（略）
(2) 事故時運転継続
　系統故障による広範囲の瞬時電圧低下や周波数変動等により，発電設備等の一斉解列や出力低下継続等が発生し，系統全体の電圧・周波数維持に大きな影響を与えることを防止するため，発電設備等の種別ごとに定められる次の事故時運転継続要件（以下「FRT要件」といいます。）を満たしていただきます。
<table>
<tr><td rowspan="3">発電設備等</td><td colspan="3">電圧低下</td><td rowspan="2">周波数変動
（運転継続）</td></tr>
<tr><td colspan="2">三相短絡を想定</td><td>二相短絡を想定</td></tr>
<tr><td>残電圧20%以上
（運転継続）</td><td>残電圧20%未満
（運転継続またはｹﾞｰﾄﾌﾞﾛｯｸによる出力停止）</td><td>残電圧52%以上・位相変化41度以下（運転継続）</td><td>60Hz系統
50Hz系統</td></tr>
</table></td></tr>
</table>

託送供給等約款 （2024年10月1日実施）	託送供給等約款（案） （2025年４月１日実施予定）

単相	太陽光 風力 蓄電池 燃料電池 ガスエンジン	低圧単相に準ずる	低圧単相に準ずる	低圧単相に準ずる	低圧単相に準ずる
三相	太陽光 風力 蓄電池 燃料電池 ガスエンジン	高圧三相に準ずる	高圧三相に準ずる	高圧三相に準ずる	高圧三相に準ずる

(3) （略）

14 発電機運転制御装置の付加

(1) （略）

(2) 周波数調整のための機能

火力発電設備~~および~~混焼バイオマス発電設備（再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則に定める地域資源バイオマス発電設備〔以下「地域資源バイオマス発電設備」といいます。〕を除きます。）については，以下の周波数調整機能を具備していただきます。

なお，その他の発電設備等については，個別に協議させていただきます。

~~イ~~ ガバナフリー運転機能

タービンの調速機（ガバナ）を系統周波数の変動に応じて発電機出力を変化させるように運転（ガバナフリー運転）する機能を具備すること。

~~ロ~~ LFC（Load Frequency Control：負荷周波数制御）機能

当社からのLFC信号に追従し，発電機出力を変動させる機能を具備すること。

~~ハ~~ 周波数変動補償機能

標準周波数±0.2ヘルツを超えた場合，系統の周波数変動により，ガバナで調整した出力を発電所の自動出力制御装置が，出力指令値に引き戻すことがないように，ガバナによる出力変動相当を出力指令値に加算する機能を具備すること。

~~ニ~~ EDC（Economic load Dispatching Control：経済負荷配分制御）機能

当社からの出力指令値に発電機出力を自動追従制御する機能を具備すること。

~~ホ~~ 出力低下防止機能

~~10万キロワット以上の~~火力発電設備は，周波数58.8ヘルツまでは発電機出力を低下しない，

(3) （略）

14 発電機運転制御装置の付加

(1) （略）

(2) 周波数調整のための機能

火力発電設備，化石燃料を混焼するバイオマス発電設備（再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則に定める地域資源バイオマス発電設備〔以下「地域資源バイオマス発電設備」といいます。〕を除きます。）および揚水発電設備（発電方向）については，以下の周波数調整機能を具備していただきます。

なお，その他の発電設備等については，個別に協議させていただきます。

イ 火力発電設備および化石燃料を混焼するバイオマス発電設備（地域資源バイオマス発電設備を除きます。）

(ｲ) ガバナフリー運転機能

タービンの調速機（ガバナ）を系統周波数の変動に応じて発電機出力を変化させるように運転（ガバナフリー運転）する機能を具備すること。

(ﾛ) LFC（Load Frequency Control：負荷周波数制御）機能

当社からのLFC信号に追従し，発電機出力を変動させる機能を具備すること。

(ﾊ) 周波数変動補償機能

標準周波数±0.2ヘルツを超えた場合，系統の周波数変動により，ガバナで調整した出力を発電所の自動出力制御装置が，出力指令値に引き戻すことがないように，ガバナによる出力変動相当を出力指令値に加算する機能を具備すること。

(ﾆ) EDC（Economic load Dispatching Control：経済負荷配分制御）機能

当社からの出力指令値に発電機出力を自動追従制御する機能を具備すること。

(ﾎ) 出力低下防止機能

火力発電設備およびコージェネレーション（ガスタービン・ガスエンジンを採用した6万

託送供給等約款 （2024 年 10 月 1 日実施）	託送供給等約款（案） （2025 年 4 月 1 日実施予定）
周波数58.8ヘルツを下回る場合には，1.2ヘルツ低下するごとに５パーセント以内の出力低下に抑える，または一度出力低下しても回復する機能を具備すること。	キロワット未満のコージェネレーションを除きます。）は，周波数58.8ヘルツ（50ヘルツ系統では49.0ヘルツ）までは発電機出力を低下しない，周波数58.8ヘルツ（50ヘルツ系統では49.0ヘルツ）を下回る場合には，1.2ヘルツ（50ヘルツ系統では1.0ヘルツ）低下するごとに５パーセント以内の出力低下に抑える，または一度出力低下しても回復する機能もしくは装置を具備すること。 なお，周波数変動に鋭敏な負荷設備や，構内設備（発電用所内電源を除きます。）への電源供給維持のため，自立運転に移行する必要がある自家用発電設備等については，対策内容を協議させていただきます。
~~なお~~，具体的な発電設備の性能は，~~第１表　発電設備の性能~~に示すとおりとしていただきます。ただし，系統の電源構成の状況等，必要に応じて別途協議を行なうことがあります。また，周波数調整機能に必要な受信信号（EDC・LFC増/減指令）を受信する機能および必要な送信信号（現在出力，EDC・LFC使用/除外，周波数調整機能故障）を送信する機能を具備していただきます。	具体的な発電設備の性能は，次の表に示すとおりとしていただきます。ただし，系統の電源構成の状況等，必要に応じて別途協議を行なうことがあります。また，周波数調整機能に必要な受信信号（EDC・LFC増/減指令）を受信する機能および必要な送信信号（現在出力，EDC・LFC使用/除外，周波数調整機能故障）を送信する機能を具備していただきます。

~~第１表　発電設備の性能~~

		10 万キロワット以上※5	
	発電機定格出力	ガスタービンおよびガスタービンコンバインドサイクル発電設備（GT および GTCC）	その他の火力発電設備および混焼バイオマス発電設備※~~8~~
機能・仕様等	GF 調定率	５パーセント以下	５パーセント以下
	GF 幅※1	５パーセント以上 （定格出力基準）	３パーセント以上 （定格出力基準）
	GF 制御応答性	２秒以内に出力変化開始， 10 秒以内に GF 幅の出力変化完了※6	
	LFC 幅	±５パーセント以上 （定格出力基準）	±５パーセント以上 （定格出力基準）
	LFC 変化速度※2	５パーセント/分以上 （定格出力基準）	１パーセント/分以上 （定格出力基準）
	LFC 制御応答性	20 秒以内に出力変化開始※6	60 秒以内に出力変化開始※6
	EDC 変化速度※2	５パーセント/分以上 （定格出力基準）	１パーセント/分以上 （定格出力基準）
	EDC 制御応答性	20 秒以内に出力変化開始※6	60 秒以内に出力変化開始※6

		10 万キロワット以上※5	
	発電機定格出力	ガスタービンおよびガスタービンコンバインドサイクル発電設備（GT および GTCC）	その他の火力発電設備および混焼バイオマス発電設備※9
機能・仕様等	GF 調定率	５パーセント以下	５パーセント以下
	GF 幅※1	５パーセント以上 （定格出力基準）	３パーセント以上 （定格出力基準）
	GF 制御応答性	２秒以内に出力変化開始， 10 秒以内に GF 幅の出力変化完了※6	
	LFC 幅	±５パーセント以上 （定格出力基準）	±５パーセント以上 （定格出力基準）
	LFC 変化速度※2	５パーセント/分以上 （定格出力基準）	１パーセント/分以上 （定格出力基準）
	LFC 制御応答性	20 秒以内に出力変化開始※6	60 秒以内に出力変化開始※6
	EDC 変化速度※2	５パーセント/分以上 （定格出力基準）	１パーセント/分以上 （定格出力基準）
	EDC 制御応答性	20 秒以内に出力変化開始※6	60 秒以内に出力変化開始※6

託送供給等約款
（2024 年 10 月 1 日実施）

EDC+LFC 変化速度	10 パーセント/分以上 （定格出力基準）	1 パーセント/分以上 （定格出力基準）
最低出力※3※4 （定格出力基準）	~~5~~0 パーセント以下 DSS 機能具備~~※7~~	30 パーセント以下

※1 GTおよびGTCCについては負荷制限設定値までの上げ余裕値が定格出力５パーセント以上，その他の発電機については定格出力の３パーセント以上を確保。定格出力付近等の満たせない出力帯について別途協議。
※2 定格出力付近のオーバーシュート防止や低出力帯での安定運転により満たせない場合には別途協議。
※3 気化ガス（BOG）処理等により最低出力を満たせない場合には別途協議。
※4 EDC/LFC指令で制御可能な最低出力。

※5 発電設備単機あたりの容量。
※6 記載の秒数は目安とし，可能な限り早期に出力変化開始し，出力変化終了すること。

※~~7~~ 日間起動停止運転（DSS）は，発電機解列から並列まで８時間以内で可能なこと。
※~~8~~ 地域資源バイオマス発電設備を除く。

託送供給等約款（案）
（2025 年４月 1 日実施予定）

EDC+LFC 変化速度	10 パーセント/分以上 （定格出力基準）	1 パーセント/分以上 （定格出力基準）
最低出力※3※4 （定格出力基準）	30 パーセント以下※7 DSS 機能具備※8	30 パーセント以下※7

※1 GTおよびGTCCについては負荷制限設定値までの上げ余裕値が定格出力５パーセント以上，その他の発電機については定格出力の３パーセント以上を確保。定格出力付近等の満たせない出力帯について別途協議。
※2 定格出力付近のオーバーシュート防止や低出力帯での安定運転により満たせない場合には別途協議。
※3 気化ガス（BOG）処理等により最低出力を満たせない場合には別途協議。
※4 EDC/LFC指令で制御可能な最低出力。停止により対応をする発電設備の場合は，この限りではない。
※5 発電設備単機あたりの容量。
※6 記載の秒数は目安とし，可能な限り早期に出力変化開始し，出力変化終了すること。
※7「24　需給バランス制約による発電設備等の出力の抑制」による。
※8 日間起動停止運転（DSS）は，発電機解列から並列まで８時間以内で可能なこと。
※9 地域資源バイオマス発電設備を除く。

ロ　揚水発電設備（発電方向）

(ｲ) ガバナフリー運転

水車の調速機（ガバナ）を系統周波数の変動に応じて発電機出力を変化させるように運転（ガバナフリー運転）する機能を具備すること。

(ﾛ) LFC（Load Frequency Control：負荷周波数制御）機能

当社からのLFC信号に追従し，発電機出力を変動させる機能を具備すること。

(ﾊ) 周波数変動補償機能

標準周波数から当社が指定する閾値を超えた場合，系統の周波数変動により，ガバナで調整した出力を発電所の自動出力制御装置が，出力指令値に引き戻すことがないように，ガバナによる出力変動相当を出力指令値に加算する機能を具備すること。ただし，同等の機能を有する場合は省略することができます。

(ﾆ) EDC（Economic load Dispatching Control：経済負荷配分制御）機能

当社からの出力指令値に発電機出力を自動追従制御する機能を具備すること。

具体的な発電設備の性能は，次のとおりといたします。ただし，系統の電源構成の状況等，必要に応じて別途協議を行なうことがあります。

仕様等 機能・	発電機定格出力	１万キロワット以上
	GF調定率	５パーセント以下
	GF幅	最低～定格出力

託送供給等約款 （2024 年 10 月 1 日実施）	託送供給等約款（案） （2025 年 4 月 1 日実施予定）
	<table><tr><td></td><td>GF制御応答性</td><td>２秒以内に出力変化開始，10秒以内に変化量を完了 （定格出力の５パーセント到達にて出力変化の完了とする） ※1，※2</td></tr><tr><td></td><td>LFC幅</td><td>最低～定格出力※1</td></tr><tr><td></td><td>LFC変化速度</td><td>10パーセント/分以上（定格出力基準）</td></tr><tr><td></td><td>LFC制御応答性</td><td>10秒以内に出力変化開始※2，※3</td></tr><tr><td></td><td>EDC変化速度</td><td>10パーセント/分以上（定格出力基準）</td></tr><tr><td></td><td>EDC制御応答性</td><td>10秒以内に出力変化開始※2，※3</td></tr><tr><td></td><td>EDC+LFC変化速度</td><td>10パーセント/分以上（定格出力基準）</td></tr></table> ※1　水路系の影響により制約が発生する場合は別途協議。 ※2　記載の秒数は目安値とし，可能な限り早期に出力変化開始し，出力変化完了すること。 ※3　慣性モーメントが大きい発電機は個別協議。 周波数調整機能に必要な受信信号（EDC・LFC指令値，EDC・LFC運転指令）を受信する機能および，必要な送信信号（現在出力，EDC・LFC使用/除外，周波数調整機能故障）を送信する機能を具備していただきます。
(3)～(4)　（略）	(3)～(4)　（略）
19　出力変動対策 風力発電設備を連系する場合であって，出力変動により他者に影響を与えるおそれがあるときは，次に示す出力変化率制限機能の具備等の対策を行なっていただきます。 ~~(1)~~　発電に必要な自然エネルギーが得られる状況において，連系点での５分間の最大変動幅が発電所設備容量の10パーセント以下となるよう対策を行なうこと。ただし，ウィンドファームコントローラを有しない小規模発電所については，対策を別途協議~~する~~。 ~~(2)~~　高風速時にカットアウトが予想される場合は，即座に停止しないよう，ストーム制御機能を具備する等の対策を行なうこと。また，カットインが予想される場合は，徐々に出力を上昇するよう対策を行なうこと。 ~~(3)~~　系統周波数が上昇し適正値を逸脱するおそれがある場合は，発電設備の出力を調定率に応じて自動的に~~抑制~~すること。~~調定率は，２パーセントから５パーセントの範囲で当社から指定する値とし，不感帯は0.2ヘルツ以下とする。~~	**19　出力変動対策** 太陽光発電設備または風力発電設備を連系する場合であって，出力変動により他者に影響を与えるおそれがあるときは，次に示す出力変化率制限機能の具備等の対策を行なっていただきます。 (1)　太陽光発電設備の場合 発電に必要な自然エネルギーが得られる状況において，系統周波数が上昇または低下し適正値を逸脱するおそれがある場合は，発電設備の出力を調定率に応じて，自動的に出力変化すること。 (2)　風力発電設備の場合 イ　発電に必要な自然エネルギーが得られる状況において，連系点での５分間の最大変動幅が発電所設備容量の10パーセント以下となるよう対策を行なうこと。ただし，ウィンドファームコントローラを有しない小規模発電所については，対策を別途協議させていただきます。 ロ　高風速時にカットアウトが予想される場合は，即座に停止しないよう，ストーム制御機能を具備する等の対策を行なうこと。また，カットインが予想される場合は，徐々に出力を上昇するよう対策を行なうこと。 ハ　発電に必要な自然エネルギーが得られる状況において，系統周波数が上昇または低下し適正値を逸脱するおそれがある場合は，発電設備の出力を調定率に応じて自動的に出力変化すること。 なお，具体的な発電設備の性能は，次の範囲で当社から指定する値といたします。ただし，系統

<table>
<tr><th>託送供給等約款
（2024 年 10 月 1 日実施）</th><th>託送供給等約款（案）
（2025 年 4 月 1 日実施予定）</th></tr>
<tr><td></td><td>の電源構成の状況等，必要に応じて別途協議させていただきます。
<table>
<tr><td rowspan="6">機能・仕様等</td><td rowspan="2">定格出力合計</td><td>１万キロワット以上</td></tr>
<tr><td>太陽光発電設備または風力発電設備</td></tr>
<tr><td>調定率</td><td>２～５パーセント</td></tr>
<tr><td>制御応答性</td><td>２秒以内に出力変化開始，10秒以内に変化量を完了（出力変化量の50パーセント到達にて出力変化の完了とする）</td></tr>
<tr><td>不感帯</td><td>±0.2Hz以下</td></tr>
<tr><td>リザーブ量（出力変化幅）※</td><td>０～10パーセント（定格出力基準）</td></tr>
</table>
※リザーブ量は系統周波数低下時の出力増加対応として，発電出力の抑制時に使用可能なこと。</td></tr>
<tr><td>21　発電機定数・諸元
連系系統や電圧階級によっては，発電機の安定運転対策や短絡・地絡電流抑制対策，慣性低下対策等の面から，発電機定数を当社から指定させていただく場合があります。また，当社の求めに応じて，次の諸元を提出していただきます。
なお，必要に応じて，記載されていない諸元等，最新の諸元等を提供していただくことがあります。
<table>
<tr><th>電源種</th><th>設備</th><th>諸元</th></tr>
<tr><td rowspan="10">共通</td><td rowspan="8">発電プラント</td><td>定格容量，定格出力，台数，定格電圧</td></tr>
<tr><td>最低出力</td></tr>
<tr><td>所内負荷（定格，最低）</td></tr>
<tr><td>力率（定格，運転可能範囲）</td></tr>
<tr><td>運転可能周波数の範囲，運転継続時間</td></tr>
<tr><td>単線結線図，系統並解列箇所</td></tr>
<tr><td>発電プラントモデル（原動機の種類，発電機の種類）</td></tr>
<tr><td>電気所監視制御方式</td></tr>
<tr><td rowspan="2">構内設備</td><td>自家消費電力の最大値，最小値</td></tr>
<tr><td>総合負荷力率</td></tr>
</table></td><td>21　発電機定数・諸元
連系系統や電圧階級によっては，発電機の安定運転対策や短絡・地絡電流抑制対策，慣性低下対策等の面から，発電機定数を当社から指定させていただく場合があります。また，当社の求めに応じて，次の諸元を提出していただきます。
なお，必要に応じて，記載されていない諸元等，最新の諸元等を提供していただくことがあります。
<table>
<tr><th>電源種</th><th>設備</th><th>諸元</th></tr>
<tr><td rowspan="10">共通</td><td rowspan="8">発電プラント</td><td>定格容量，定格出力，台数，定格電圧</td></tr>
<tr><td>最低出力</td></tr>
<tr><td>所内負荷（定格，最低）</td></tr>
<tr><td>力率（定格，運転可能範囲）</td></tr>
<tr><td>運転可能周波数の範囲，運転継続時間</td></tr>
<tr><td>単線結線図，系統並解列箇所</td></tr>
<tr><td>発電プラントモデル（原動機の種類，発電機の種類）</td></tr>
<tr><td>電気所監視制御方式</td></tr>
<tr><td rowspan="2">構内設備</td><td>自家消費電力の最大値，最小値</td></tr>
<tr><td>総合負荷力率</td></tr>
</table></td></tr>
</table>

託送供給等約款 （2024 年 10 月 1 日実施）			託送供給等約款（案） （2025 年 4 月 1 日実施予定）		
		電動機容量（高圧・低圧）			電動機容量（高圧・低圧）
		電灯容量			電灯容量
		高調波発生機器と高調波対策資料			高調波発生機器と高調波対策資料
		電圧フリッカの発生源と対策設備資料			電圧フリッカの発生源と対策設備資料
	受電用変圧器，連系用変圧器	定格（定格容量，定格電圧）		受電用変圧器，連系用変圧器	定格（定格容量，定格電圧）
		インピーダンス（タップ電圧ごと，変圧器定格容量ベース）			インピーダンス（タップ電圧ごと，変圧器定格容量ベース）
		励磁特性曲線			励磁特性曲線
		制御方式，整定値			制御方式，整定値
	調相設備	定格容量，台数		調相設備	定格容量，台数
		制御方式，整定値			制御方式，整定値
	アクセス線・構内線路	インピーダンス，アドミタンス		アクセス線・構内線路	インピーダンス，アドミタンス
	しゃ断器	定格（しゃ断電流，しゃ断時間）		しゃ断器	定格（しゃ断電流，しゃ断時間）
		自動同期検定装置の有無			自動同期検定装置の有無
	保護装置	設置要素		保護装置	設置要素
		仕様			仕様
		設置場所			設置場所
		設置相数			設置相数
		解列箇所			解列箇所
		整定範囲			整定範囲
		整定値			整定値
		CT比，VT比			CT比，VT比
		シーケンスブロック			シーケンスブロック
		送電線再閉路方式			送電線再閉路方式
	記録	電気現象記録装置		記録	電気現象記録装置
誘導機	発電プラント	拘束リアクタンス	誘導機	発電プラント	拘束リアクタンス
		限流リアクトル容量			限流リアクトル容量

託送供給等約款 （2024 年 10 月 1 日実施）			託送供給等約款（案） （2025 年 4 月 1 日実施予定）		
		限時リアクトルインピーダンス			限時リアクトルインピーダンス
		慣性定数			慣性定数
		定格すべり			定格すべり
		等価回路定数			等価回路定数
	発電プラント	各種内部リアクタンス（飽和値，不飽和値）		発電プラント	各種内部リアクタンス（飽和値，不飽和値）
		各種短絡時定数・開路時定数			各種短絡時定数・開路時定数
		慣性定数（発電機＋タービン）			慣性定数（発電機＋タービン）
		制動巻線の有無			制動巻線の有無
		飽和特性			飽和特性
		可能出力曲線			可能出力曲線
		発電機軸モデル			発電機軸モデル
		発電機プラントモデル，モデル構築に必要なプラント，制御系の各種定数（ボイラ，タービン，水車等）			発電機プラントモデル，モデル構築に必要なプラント，制御系の各種定数（ボイラ，タービン，水車等）
		並解列所要時間（平常時，事故時）			並解列所要時間（平常時，事故時）
同期機	制御装置	ガバナ系ブロック（調定率，GF幅，CV，ICVモデルを含む）	同期機	制御装置	ガバナ系ブロック（調定率，GF幅，CV，ICVモデルを含む）
		LFC・発電機出力制御ブロック			LFC・発電機出力制御ブロック
		EDC変化速度（出力ごと）			EDC変化速度（出力ごと）
		LFC幅・変化速度（出力ごと）			LFC幅・変化速度（出力ごと）
		出力キープタイム（出力ごと，上げ下げ）			出力キープタイム（出力ごと，上げ下げ）
		励磁装置の形式（直流・交流・サイリスタ・他） 応答速度（超速応励磁か否か）			励磁装置の形式（直流・交流・サイリスタ・他） 応答速度（超速応励磁か否か）
		励磁系ブロック（AVR，PSS）			励磁系ブロック（AVR，PSS）
		FRT要件の適用有無			FRT要件の適用有無
		過励磁保護59V/Fブロック			過励磁保護59V/Fブロック
		OEL，UELブロック			OEL，UELブロック
水力	発電プラント	揚水待機・開始所要時間	水力	発電プラント	揚水待機・開始所要時間

託送供給等約款 （2024 年 10 月 1 日実施）		
	制御装置	上ダム・下ダム運用可能水位
		電水比（kW/(m³/s)）
逆変換装置	発電プラント制御装置	メーカ，型式
		単独運転検出方式，整定値
		逆変換装置の容量
		通電電流制限値
		系統事故時の力率制御時間
		三相事故時の事故電流（大きさ，供給時間）
		一，二相事故時の事故電流（大きさ，供給時間）
		FRT要件の適用有無
		無効電力制御方式，整定値
		慣性力供給能力
風力	発電プラント制御装置	周波数調定率設定可能範囲，不感帯設定可能範囲
		発電機の出力特性
		出力変動対策の方法
		蓄電池，ウィンドファームコントローラの有無
蓄電池	発電プラント	蓄電容量
二次励磁機	発電プラント	拘束リアクタンス

託送供給等約款（案） （2025 年 4 月 1 日実施予定）		
	制御装置	上ダム・下ダム運用可能水位
		電水比（kW/(m³/s)）
逆変換装置	発電プラント制御装置	メーカ，型式
		単独運転検出方式，整定値
		逆変換装置の容量
		通電電流制限値
		系統事故時の力率制御時間
		三相事故時の事故電流（大きさ，供給時間）
		一，二相事故時の事故電流（大きさ，供給時間）
		FRT要件の適用有無
		無効電力制御方式，整定値
		慣性力供給能力
太陽光	発電プラント 制御装置	発電機・制御モデル，モデルの各種定数
風力	発電プラント 制御装置	周波数調定率設定可能範囲，不感帯設定可能範囲
		発電機の出力特性
		出力変動対策の方法
		蓄電池，ウィンドファームコントローラの有無
		発電機・制御モデル，モデルの各種定数
蓄電池	発電プラント	蓄電容量
二次励磁機	発電プラント	拘束リアクタンス

24　需給バランス制約による発電設備等の出力の抑制

（1）（略）

（2）逆潮流のある火力発電設備およびバイオマス発電設備（ただし，14〔発電機運転制御装置の付加〕で別途最低出力を指定する場合は，14〔発電機運転制御装置の付加〕に定めるところによります。また，バイオマス発電設備は，地域資源バイオマス発電設備であって，燃料貯蔵や技術に由来する制約等により出力の抑制が困難なものを除きます。）は，発電出力を技術的に合理的な範囲で最大限抑制し，多くとも50パーセント以下に抑制するために必要な機能を具備していた

24　需給バランス制約による発電設備等の出力の抑制

（1）（略）

（2）逆潮流のある火力発電設備およびバイオマス発電設備（ただし，14〔発電機運転制御装置の付加〕で別途最低出力を指定する場合は，14〔発電機運転制御装置の付加〕に定めるところによります。また，バイオマス発電設備は，地域資源バイオマス発電設備であって，燃料貯蔵や技術に由来する制約等により出力の抑制が困難なものを除きます。）は，発電出力を技術的に合理的な範囲で最大限抑制し，発電端の定格出力に対する最低出力について，火力発電設備（化石燃料を

<table>
<tr><th>託送供給等約款
（2024 年 10 月 1 日実施）</th><th>託送供給等約款（案）
（2025 年 4 月 1 日実施予定）</th></tr>
<tr><td>だきます。

なお，停止による対応も可能とします。また，自家消費を主な目的とした発電設備等については，個別の事情を踏まえ対策の内容を協議させていただきます。</td><td>混焼するバイオマス発電設備を含みます。）については多くとも30パーセント以下，バイオマス発電設備については多くとも50パーセント以下に抑制するために必要な機能を具備していただきます。
なお，停止による対応も可能とします。また，自家消費を主な目的とした発電設備等については，個別の事情を踏まえ対策の内容を協議させていただきます。実証設備の実証期間中の扱いについては，技術的制約を踏まえ個別に協議させていただき，実証期間終了後は，再協議させていただきます。</td></tr>
<tr><td>26　連 絡 体 制
(1)　（略）
(2) 特別高圧電線路と連系する場合には，当社の給電制御所等と発電者との間に，系統運用上必要な情報が相互に交換できるようスーパービジョンおよびテレメータを設置していただきます。この場合，収集する情報は，原則として「Ⅲ 需要設備の系統連系技術要件」の需要設備に関する情報に加え，次の情報といたします。

~~第2表　スーパービジョン~~
<table><tr><th>情報種別</th><th>情報内容</th></tr><tr><td rowspan="4">スーパービジョン</td><td>発電機並列用しゃ断器の開閉状態※1</td></tr><tr><td>系統安定化装置用切替開閉器の状態</td></tr><tr><td>系統安定化装置の動作状態</td></tr><tr><td>電圧・無効電力の制御モード※2</td></tr></table>
~~第3表　テレメータ~~
<table><tr><th>情報種別</th><th>情報内容</th></tr><tr><td rowspan="5">テレメータ</td><td>発電機の有効電力</td></tr><tr><td>発電機の無効電力</td></tr><tr><td>代表風車地点の風向・風速※3</td></tr><tr><td>発電最大能力値※4（風力発電設備の場合）</td></tr><tr><td>発電機の電圧値</td></tr></table>
※1 慣性把握のため，系統に慣性を供給できる同期発電機は，最小単位の発電設備１台ごとに設置
※2 電圧無効電力制御を行なう場合は必要に応じて収集
※3 ナセルで計測する風向・風速
※4 運転可能な発電設備の定格出力（出力制約がある場合は可能な範囲で考慮）の合計。ただし，困難な場合は運転可能な発電設備の台数</td><td>26　連 絡 体 制
(1)　（略）
(2) 特別高圧電線路と連系する場合には，当社の給電制御所等と発電者との間に，系統運用上必要な情報が相互に交換できるようスーパービジョンおよびテレメータを設置していただきます。この場合，収集する情報は，原則として「Ⅲ 需要設備の系統連系技術要件」の需要設備に関する情報に加え，次の情報といたします。

<table><tr><th>情報種別</th><th>情報内容</th></tr><tr><td rowspan="4">スーパービジョン</td><td>発電機並列用しゃ断器の開閉状態※1</td></tr><tr><td>系統安定化装置用切替開閉器の状態</td></tr><tr><td>系統安定化装置の動作状態</td></tr><tr><td>電圧・無効電力の制御モード※2</td></tr><tr><td rowspan="6">テレメータ</td><td>発電機の有効電力</td></tr><tr><td>発電機の無効電力</td></tr><tr><td>代表風車地点の風向・風速※3</td></tr><tr><td>発電最大能力値※4（風力発電設備の場合）</td></tr><tr><td>発電機の電圧値</td></tr></table>
※1 慣性把握のため，系統に慣性を供給できる同期発電機は，最小単位の発電設備１台ごとに設置
※2 電圧無効電力制御を行なう場合は必要に応じて収集
※3 ナセルで計測する風向・風速
※4 運転可能な発電設備の定格出力（出力制約がある場合は可能な範囲で考慮）の合計。ただし，困難な場合は運転可能な発電設備の台数</td></tr>
<tr><td>Ⅲ　需要設備の系統連系技術要件</td><td>Ⅲ　需要設備の系統連系技術要件</td></tr>
<tr><td>41　高　調　波
需要者から系統に流出する高調波流出電流を抑制するため，次の項目を遵守していただきます。
(1)　（略）
(2) 高調波流出電流の上限値
対象者から系統に流出する高調波流出電流の上限値は，高調波の次数ごとに，~~第4~~表に示す１キロワット当たりの高調波流出電流の上限値に，系統を利用する規模（キロワット）を乗じた値といたします。</td><td>41　高　調　波
需要者から系統に流出する高調波流出電流を抑制するため，次の項目を遵守していただきます。
(1)　（略）
(2) 高調波流出電流の上限値
対象者から系統に流出する高調波流出電流の上限値は，高調波の次数ごとに，次の表に示す１キロワット当たりの高調波流出電流の上限値（ミリアンペア）に，系統を利用する規模（キロワット）を乗じた値といたします。</td></tr>
</table>

託送供給等約款
（2024 年 10 月 1 日実施）

~~第４表　１キロワット当たりの高調波流出電流上限値（ミリアンペア）~~

連系する系統の電圧（キロボルト）	5次	7次	11次	13次	17次	19次	23次	23次超過
22	1.8	1.3	0.82	0.69	0.53	0.47	0.39	0.36
33	1.2	0.86	0.55	0.46	0.35	0.32	0.26	0.24
77	0.50	0.36	0.23	0.19	0.15	0.13	0.11	0.10
154	0.25	0.18	0.11	0.09	0.07	0.06	0.05	0.05

(3)　（略）

42　連 絡 体 制

(1)　（略）

(2) 特別高圧電線路と連系する場合には，当社の給電制御所等と需要者との間に，必要に応じ，系統運用上必要な情報が相互に交換できるようスーパービジョンおよびテレメータを設置していただきます。この場合，収集する情報は，原則として次の情報といたします。

~~第５表　テレメータ~~

情報種別	情報内容
テレメータ	引込口（受電地点）の有効電力量
	引込口（受電地点）の有効電力
	引込口（受電地点）の無効電力
	連系する母線（引込口母線）の電圧

~~第６表　スーパービジョン~~

情報種別	情報内容
スーパービジョン	連系用しゃ断器の開閉状態
	連系用断路器の開閉状態
	連系送電線用接地開閉器の開閉状態
	連系用しゃ断器を開放する線路保護リレーの動作状態
	受電用保護リレーの動作状態
	母線（または構内）保護リレーの動作状態
	ケーブル故障区間検出装置の動作状態
	受電自動切替装置の切替開閉器の状態
	連系用しゃ断器を開放する線路保護リレーの切替開閉器の状態
	連系用しゃ断器を開放する線路保護リレーの切替開閉器の異常表示
	線路側断路器の操作機能ロック状態

託送供給等約款（案）
（2025 年 4 月 1 日実施予定）

連系する系統の電圧（キロボルト）	5次	7次	11次	13次	17次	19次	23次	23次超過
22	1.8	1.3	0.82	0.69	0.53	0.47	0.39	0.36
33	1.2	0.86	0.55	0.46	0.35	0.32	0.26	0.24
77	0.50	0.36	0.23	0.19	0.15	0.13	0.11	0.10
154	0.25	0.18	0.11	0.09	0.07	0.06	0.05	0.05

(3)　（略）

42　連 絡 体 制

(1)　（略）

(2) 特別高圧電線路と連系する場合には，当社の給電制御所等と需要者との間に，必要に応じ，系統運用上必要な情報が相互に交換できるようスーパービジョンおよびテレメータを設置していただきます。この場合，収集する情報は，原則として次の情報といたします。

情報種別	情報内容
スーパービジョン	連系用しゃ断器の開閉状態
	連系用断路器の開閉状態
	連系送電線用接地開閉器の開閉状態
	連系用しゃ断器を開放する線路保護リレーの動作状態
	受電用保護リレーの動作状態
	母線（または構内）保護リレーの動作状態
	ケーブル故障区間検出装置の動作状態
	受電自動切替装置の切替開閉器の状態
	連系用しゃ断器を開放する線路保護リレーの切替開閉器の状態
	連系用しゃ断器を開放する線路保護リレーの切替開閉器の異常表示
	線路側断路器の操作機能ロック状態
テレメータ	引込口（受電地点）の有効電力量
	引込口（受電地点）の有効電力
	引込口（受電地点）の無効電力
	連系する母線（引込口母線）の電圧

３　工事に関する費用の負担に関する算出の根拠および決定の方法に関する説明書

工事に関する費用の負担に関する算出の根拠および決定の方法に関する説明書

混雑緩和プロセスにおける工事費負担金の算出につきましては，第 52 回総合資源エネルギー調査会省エネルギー・新エネルギー分科会／電力・ガス事業分科会再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会(2023 年６月 21 日開催)において，系統増強を希望した発電事業者の負担を基本とした上で，混雑緩和プロセスによる系統増強が一般送配電事業者の計画している設備更新と同調できるなど，一般送配電事業者の受益と評価できる部分については，一般負担として控除する整理がなされたことを反映いたしました。

また，混雑緩和プロセスの参加者に求める保証金につきましては，第 69 回広域系統整備委員会（2023 年８月９日開催）において，従来の一括検討プロセスと同等に設定する整理がなされたことを反映いたしました。

託送供給等約款変更認可申請書

2024年11月29日

北 陸 電 力 送 配 電 株 式 会 社

託送供給等約款変更認可申請書

託サ　第８号
2024年11月29日

経済産業大臣　武藤　容治　殿

富山市牛島町15番1号
北陸電力送配電株式会社
代表取締役社長　　棚田　一也

次のとおり託送供給等約款の変更の認可を受けたいので、電気事業法第18条第１項の規定により申請します。

変　更　の　内　容	別紙　託送供給等約款のとおりであります。
実　施　期　日	2025年４月１日

別　紙

託 送 供 給 等 約 款

２０２５年４月１日 実施

北陸電力送配電株式会社

託 送 供 給 等 約 款

目　　次

Ⅰ　総　　則 …… 1
　１　適用 …… 1
　２　託送供給等約款の届出および変更 …… 2
　３　定義 …… 2
　４　代表契約者の選任 …… 7
　５　託送供給等に係る取扱い …… 8
　６　単位および端数処理 …… 8
　７　実施細目 …… 9

Ⅱ　契約の申込み …… 10
　８　契約の要件 …… 10
　９　検討および契約の申込み …… 14
１０　契約の成立および契約期間 …… 23
１１　託送供給等の開始 …… 24
１２　供給準備その他必要な手続きのための協力 …… 24
１３　電気方式，電圧および周波数 …… 24
１４　発電場所および需要場所 …… 26
１５　供給および契約の単位 …… 28
１６　承諾の限界 …… 32
１７　契約書の作成 …… 32

Ⅲ　料　　金 …… 33
１８　料金 …… 33
１９　接続送電サービス …… 34
２０　臨時接続送電サービス …… 62
２１　予備送電サービス …… 71
２２　系統連系受電サービス …… 73
２３　発電量調整受電計画差対応電力 …… 78
２４　接続対象計画差対応電力 …… 79
２５　需要抑制量調整受電計画差対応電力 …… 80
２６　給電指令時補給電力 …… 81

Ⅳ　料金の算定および支払い　…… 83
２７　料金の適用開始の時期　…… 83
２８　検針日　…… 83
２９　料金の算定期間　…… 84
３０　計量　…… 85
３１　電力および電力量の算定　…… 86
３２　損失率　…… 106
３３　料金の算定　…… 106
３４　支払義務の発生および支払期日　…… 110
３５　料金その他の支払方法　…… 112
３６　保証金　…… 115
３７　連帯責任　…… 117

Ⅴ　供　　給　…… 118
３８　託送供給等の実施　…… 118
３９　受電および供給の中止　…… 121
４０　給電指令の実施等　…… 121
４１　適正契約の保持等　…… 124
４２　契約超過金　…… 125
４３　力率の保持　…… 128
４４　発電場所および需要場所への立入りによる業務の実施　…… 129
４５　託送供給等にともなう協力　…… 129
４６　託送供給等の停止　…… 130
４７　託送供給等の停止の解除　…… 131
４８　託送供給等の停止期間中の料金　…… 132
４９　違約金　…… 132
５０　損害賠償の免責　…… 132
５１　設備の賠償　…… 133

Ⅵ　契約の変更および終了　…… 134
５２　契約の変更　…… 134
５３　名義の変更　…… 137
５４　契約の廃止　…… 137
５５　供給開始後の契約の廃止または変更にともなう料金および
　　工事費の精算　…… 139
５６　解約等　…… 144

５７　契約消滅後の債権債務関係 …… 146

Ⅶ　受電方法および供給方法ならびに工事 …… 147
５８　受電地点，供給地点および施設 …… 147
５９　架空引込線 …… 148
６０　地中引込線 …… 149
６１　連接引込線等 …… 151
６２　中高層集合住宅等における受電方法および供給方法 …… 151
６３　引込線の接続 …… 152
６４　計量器等の取付け …… 152
６５　電流制限器等の取付け …… 153
６６　通信設備等の施設 …… 153
６７　専用供給設備 …… 154

Ⅷ　工事費の負担 …… 156
６８　受電地点への供給設備の工事費負担金 …… 156
６９　受電用計量器等の工事費負担金 …… 160
７０　会社間連系設備の工事費負担金 …… 160
７１　供給地点への供給設備の工事費負担金 …… 161
７２　工事費負担金の申受けおよび精算 …… 169
７３　臨時工事費 …… 171
７４　供給開始に至らないで契約を廃止または変更される場合等
の費用の申受け …… 172
７５　工事費等に関する契約書の作成 …… 173

Ⅸ　保　　安 …… 174
７６　保安の責任 …… 174
７７　調査 …… 174
７８　調査等の委託 …… 174
７９　調査に対する需要者の協力 …… 174
８０　保安等に対する発電者および需要者の協力 …… 175
８１　検査または工事の受託 …… 175
８２　自家用電気工作物 …… 176

附　　則 …… 177
別　　表 …… 233
別冊　系統連系技術要件 …… 279

別 冊　系統連系技術要件

目　　次

第１章　総　　則 …… 279
　１　目的 …… 279
　２　適用の範囲 …… 279
　３　協議 …… 279

第２章　発電設備等の連系に必要な技術要件（低圧） …… 280
　１　電気方式 …… 280
　２　運転可能周波数・並列時許容周波数 …… 280
　３　力率 …… 281
　４　高調波 …… 281
　５　需給バランス制約による発電設備等の出力の抑制 …… 281
　６　送電容量制約による発電設備等の出力の抑制 …… 282
　７　不要解列の防止 …… 282
　８　保護装置の設置場所 …… 285
　９　保護リレーの設置相数 …… 285
　１０　保護装置の設置 …… 286
　１１　解列箇所 …… 287
　１２　発電機運転制御装置の付加 …… 287
　１３　接地方式 …… 287
　１４　直流流出防止変圧器の設置 …… 288
　１５　電圧変動 …… 288
　１６　短絡容量 …… 290
　１７　過電流引き外し素子を有するしゃ断器の設置 …… 290
　１８　発電設備等の種類 …… 290
　１９　発電機諸元 …… 291
　２０　サイバーセキュリティ対策 …… 291

第３章　需要設備の連系に必要な技術要件（低圧） …… 293
　１　電気方式 …… 293
　２　力率 …… 293
　３　高調波 …… 293

４　保護装置の設置　…………………………………　293

第４章　発電設備等の連系に必要な技術要件（高圧）　……………　294
１　電気方式　…………………………………………　294
２　運転可能周波数・並列時許容周波数　……………………　294
３　力率　……………………………………………　294
４　高調波　…………………………………………　295
５　需給バランス制約による発電設備等の出力の抑制　…………　295
６　送電容量制約による発電設備等の出力の抑制　……………　295
７　不要解列の防止　…………………………………　296
８　保護装置の設置場所　……………………………　298
９　保護リレーの設置相数　…………………………　298
１０　保護装置の設置　…………………………………　299
１１　解列箇所　………………………………………　300
１２　自動負荷制限　……………………………………　301
１３　線路無電圧確認装置の設置　……………………　301
１４　発電機運転制御装置の付加　……………………　301
１５　接地方式　………………………………………　302
１６　直流流出防止変圧器の設置　……………………　302
１７　電圧変動　………………………………………　302
１８　短絡容量　………………………………………　305
１９　発電機定数・諸元　………………………………　305
２０　昇圧用変圧器　……………………………………　307
２１　連絡体制　………………………………………　307
２２　バンク逆潮流の制限　……………………………　308
２３　サイバーセキュリティ対策　……………………　308

第５章　需要設備の連系に必要な技術要件（高圧）　………………　310
１　電気方式　…………………………………………　310
２　力率　……………………………………………　310
３　高調波　…………………………………………　310
４　保護協調　………………………………………　311
５　電圧変動　………………………………………　311
６　サイバーセキュリティ対策　……………………　312

第６章　発電設備等の連系に必要な技術要件（特別高圧）　…………　313

１　電気方式　…… 313
２　運転可能周波数・並列時許容周波数　…… 313
３　力率　…… 313
４　高調波　…… 314
５　需給バランス制約による発電設備等の出力の抑制　…… 314
６　送電容量制約による発電設備等の出力の抑制　…… 315
７　不要解列の防止　…… 315
８　保護装置の設置　…… 317
９　再閉路方式　…… 320
１０　保護装置の設置場所　…… 320
１１　解列箇所　…… 320
１２　保護リレーの設置相数　…… 321
１３　自動負荷制限・発電抑制　…… 321
１４　線路無電圧確認装置の設置　…… 322
１５　発電機運転制御装置の付加　…… 322
１６　中性点接地装置の付加と電磁誘導障害防止対策の実施　…… 327
１７　直流流出防止変圧器の設置　…… 327
１８　電圧変動　…… 327
１９　出力変動対策　…… 328
２０　短路・地絡電流対策　…… 330
２１　発電機定数・諸元　…… 330
２２　昇圧用変圧器　…… 334
２３　連絡体制　…… 334
２４　電気現象記録装置　…… 336
２５　サイバーセキュリティ対策　…… 336

第７章　需要設備の連系に必要な技術要件（特別高圧）　…… 337
１　電気方式　…… 337
２　力率　…… 337
３　高調波　…… 337
４　保護協調　…… 339
５　保護装置の設置　…… 339
６　保護装置の設置場所　…… 339
７　しゃ断箇所　…… 339
８　保護リレーの設置相数　…… 339
９　電圧変動・電圧フリッカ・電圧不平衡　…… 340

１０　連絡体制　・・・　340
１１　サイバーセキュリティ対策　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　341

Ⅰ　総　　則

1　適用

当社が，小売電気事業，当社以外の一般送配電事業，特定送配電事業もしくは電気事業法第２条第１項第５号ロにもとづき行なわれる電気の供給（以下「自己等への電気の供給」といいます。）の用に供するための託送供給または電気事業法第２条第１項第７号に定める電力量調整供給を行なうときの料金および必要となるその他の供給条件は，この託送供給等約款（以下「この約款」といいます。）によります。

なお，この約款において託送供給および電力量調整供給とは，次のものをいいます。

(1) 託送供給

次の接続供給および振替供給をいいます。

イ　接続供給

当社が契約者から受電し，当社が維持および運用する供給設備を介して，同時に，その受電した場所以外の当社の供給区域（富山県，石川県，福井県〔一部を除きます。〕および岐阜県の一部をいいます。）内の場所（会社間連系点を除きます。）において，契約者の小売電気事業，特定送配電事業または自己等への電気の供給の用に供するための電気を契約者に供給することをいいます。

ロ　振替供給

当社が契約者から小売電気事業，当社以外の一般送配電事業，特定送配電事業または自己等への電気の供給の用に供するための電気を受電し，当社が維持および運用する供給設備を介して，同時に，その受電した場所以外の会社間連系点において，契約者に，その受電した電気の量に相当する量の電気を供給することをいいます。

(2) 電力量調整供給

次の発電量調整供給および需要抑制量調整供給をいいます。

イ　発電量調整供給

当社が発電契約者から，当社が行なう託送供給に係る小売電気事業，一般送配電事業，特定送配電事業または自己等への電気の供給の用に供するための電気を受電し，当社が維持および運用する供給設備を介して，同時に，その受電した場所において，発電契約者に，発電契約者があらかじめ当社に申し出た量

の電気を供給することをいいます。

ロ　需要抑制量調整供給

当社が需要抑制契約者から，特定卸供給の用に供するための電気（小売電気事業または特定送配電事業の供給の用に供するための電気で，電気事業法施行規則第１条第２項第７号に定める特定抑制依頼によってえられた電気に限ります。）を受電し，当社が維持および運用する供給設備を介して，同時に，その受電した場所において，需要抑制契約者に，需要抑制契約者があらかじめ当社に申し出た量の電気を供給することをいいます。

２　託送供給等約款の認可および変更

(1)　この約款は，電気事業法第１８条第１項の規定にもとづき，経済産業大臣の認可を受けたものです。

(2)　当社は，経済産業大臣の認可を受け，または経済産業大臣に届け出て，この約款を変更することがあります。この場合には，料金および必要となるその他の供給条件は，変更後の託送供給等約款によります。

３　定義

次の言葉は，この約款においてそれぞれ次の意味で使用いたします。

(1) 契約者

この約款にもとづいて当社と接続供給契約または振替供給契約を締結する小売電気事業者，一般送配電事業者，特定送配電事業者または自己等への電気の供給を行なう者をいいます。

(2) 発電契約者

この約款にもとづいて当社と発電量調整供給契約を締結する者をいいます。

(3) 需要抑制契約者

この約款にもとづいて当社と需要抑制量調整供給契約を締結する者をいいます。

(4) 発電者

小売電気事業，一般送配電事業，特定送配電事業または自己等への電気の供給の用に供する電気（託送供給に係る電気に限ります。）を発電または放電する者で当社以外の者をいいます。

(5) 需要者

契約者が小売電気事業または自己等への電気の供給として電気を供給する相手

方となる者をいいます。

(6) 低圧

標準電圧１００ボルトまたは２００ボルトをいいます。

(7) 高圧

標準電圧６，０００ボルトをいいます。

(8) 特別高圧

標準電圧２０，０００ボルト以上の電圧をいいます。

(9) 受電地点

当社が託送供給に係る電気を契約者から受電する地点，発電量調整供給に係る電気を発電契約者から受電する地点または需要抑制量調整供給に係る電気を需要抑制契約者から受電する地点をいいます。

(10) 発電場所

発電者が発電量調整供給に係る電気を発電または放電する場所をいいます。

(11) 供給地点

当社が託送供給に係る電気を契約者に供給する地点をいいます。

(12) 需要場所

需要者が契約者から供給された接続供給に係る電気を使用する場所をいいます。

(13) 会社間連系点

当社以外の一般送配電事業者または配電事業者が維持および運用する供給設備と当社が維持および運用する供給設備との接続点をいいます。

(14) 中継振替

会社間連系点を受電地点とし，他の会社間連系点を供給地点とする振替供給をいいます。

(15) 地内振替

発電者の電気設備と当社の供給設備との接続点を受電地点とし，会社間連系点を供給地点とする振替供給をいいます。

(16) 発電量調整受電電力

発電量調整供給の場合で，受電地点において，当社が発電契約者から受電する電気の電力をいいます。

(17) 発電量調整受電電力量

受電地点において，当社が発電契約者から受電する発電量調整供給に係る電気の電力量をいいます。

(18) 発電量調整受電計画電力

発電量調整受電電力の計画値で，発電契約者があらかじめ当社に通知するものをいいます。

(19) 発電量調整受電計画電力量

発電量調整受電電力量の計画値で，発電契約者があらかじめ当社に通知するものをいいます。

(20) 接続受電電力

接続供給の場合で，受電地点において，当社が契約者から受電する電気の電力をいいます。

(21) 接続受電電力量

受電地点において，当社が契約者から受電する接続供給に係る電気の電力量をいいます。

(22) 接続供給電力

供給地点において，当社が契約者に供給する接続供給に係る電気の電力をいいます。

(23) 接続供給電力量

供給地点において，当社が契約者に供給する接続供給に係る電気の電力量をいいます。

(24) 接続対象電力

接続供給電力を損失率で修正した値をいいます。

(25) 接続対象電力量

接続供給電力量を損失率で修正した値をいいます。

(26) 接続対象計画電力

接続対象電力の計画値で，契約者があらかじめ当社に通知するものをいいます。

(27) 接続対象計画電力量

接続対象電力量の計画値で，契約者があらかじめ当社に通知するものをいいます。

(28) 需要抑制量調整受電電力

需要抑制量調整供給の場合で，受電地点において，当社が需要抑制契約者から受電する電気の電力をいいます。

(29) 需要抑制量調整受電電力量

受電地点において，当社が需要抑制契約者から受電する需要抑制量調整供給に

係る電気の電力量をいいます。

(30) 需要抑制量調整受電計画電力

需要抑制量調整受電電力の計画値で，需要抑制契約者があらかじめ当社に通知するものをいいます。

(31) 需要抑制量調整受電計画電力量

需要抑制量調整受電電力量の計画値で，需要抑制契約者があらかじめ当社に通知するものをいいます。

(32) ベースライン

需要抑制量調整供給を行なう場合の基準となる電力量で，需要抑制契約者があらかじめ当社に通知するものをいいます。

(33) 損失率

接続供給における受電地点から供給地点に至る電気の損失率をいいます。

(34) 契約電力

契約上使用できる最大電力（キロワット）であって，接続送電サービス契約電力，臨時接続送電サービス契約電力および予備送電サービス契約電力をいいます。

(35) 契約電流

契約上使用できる最大電流（アンペア）であって，接続送電サービス契約電流および臨時接続送電サービス契約電流をいいます。

(36) 契約容量

契約上使用できる最大容量（キロボルトアンペア）であって，接続送電サービス契約容量および臨時接続送電サービス契約容量をいいます。

(37) 契約受電電力

受電地点における接続受電電力または発電量調整受電電力の最大値（キロワット）で，契約者または発電契約者と当社との協議によりあらかじめ定めた値（発電量調整供給においては，同時最大受電電力をこえないものといたします。）をいいます。

(38) 同時最大受電電力

発電者の電気設備と当社の供給設備との接続点における最大電力（キロワット）で，発電契約者または発電者と当社との協議により発電場所ごとにあらかじめ定めた値をいいます。

(39) 最大連系電力等

受電地点において，当社が発電契約者から受電する発電量調整供給に係る電気

の電力の最大値をいいます。

(40) 最大需要電力等

供給地点において，当社が契約者に供給する接続供給に係る電気の電力の最大値をいいます。

(41) 発電バランシンググループ

31（電力および電力量の算定）(20)イもしくはロに定める発電量調整受電計画差対応補給電力量または 31（電力および電力量の算定）(21)イもしくはロに定める発電量調整受電計画差対応余剰電力量を算定する対象となる単位で，発電契約者があらかじめ発電量調整供給契約において設定するものをいいます。

(42) 需要バランシンググループ

31（電力および電力量の算定）(22)に定める接続対象計画差対応補給電力量または 31（電力および電力量の算定）(23)に定める接続対象計画差対応余剰電力量を算定する対象となる単位で，契約者があらかじめ接続供給契約において設定するものをいいます。

(43) 需要抑制バランシンググループ

31（電力および電力量の算定）(24)に定める需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量または 31（電力および電力量の算定）(25)に定める需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量を算定する対象となる単位で，需要抑制契約者があらかじめ需要抑制量調整供給契約において設定するものをいいます。

(44) 電灯

白熱電球，けい光灯，ネオン管灯，水銀灯等の照明用電気機器（付属装置を含みます。）をいいます。

(45) 小型機器

主として住宅，店舗，事務所等において単相で使用される，電灯以外の低圧の電気機器をいいます。ただし，急激な電圧の変動等により他の電気の使用者の電灯の使用を妨害し，または妨害するおそれがあり，電灯と併用できないものは除きます。

(46) 動力

電灯および小型機器以外の電気機器をいいます。

(47) 契約負荷設備

契約上使用できる負荷設備をいいます。

(48) 契約主開閉器

契約上設定されるしゃ断器であって，定格電流を上回る電流に対して電路をしゃ断し，需要者において使用する最大電流を制限するものをいいます。

(49) 定期検査

電気事業法第５４条および第５５条第１項に定められた検査をいいます。

(50) 定期補修

一定期間を限り定期的に行なわれる補修をいいます。

(51) 給電指令

発電者の発電設備および蓄電池（以下「発電設備等」といいます。）の運用または需要者の電気の使用について，当社から指令することをいいます。

(52) 昼間時間

毎日午前８時から午後１０時までの時間をいいます。ただし，日曜日，「国民の祝日に関する法律」に規定する休日，１月２日，１月３日，１月４日，５月１日，５月２日，１２月３０日および１２月３１日の該当する時間を除きます。

(53) 夜間時間

昼間時間以外の時間をいいます。

(54) 貿易統計

関税法にもとづき公表される統計をいいます。

(55) 離島平均燃料価格算定期間

貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき離島平均燃料価格を算定する場合の期間とし，毎年１月１日から３月３１日までの期間，２月１日から４月３０日までの期間，３月１日から５月３１日までの期間，４月１日から６月３０日までの期間，５月１日から７月３１日までの期間，６月１日から８月３１日までの期間，７月１日から９月３０日までの期間，８月１日から１０月３１日までの期間，９月１日から１１月３０日までの期間，１０月１日から１２月３１日までの期間，１１月１日から翌年の１月３１日までの期間または１２月１日から翌年の２月２８日までの期間（翌年が閏年となる場合は，翌年の２月２９日までの期間といたします。）をいいます。

４　代表契約者の選任

自己等への電気の供給の用に供するための接続供給契約の場合を除き，１接続供給契約における契約者を複数とすることができます。この場合，当該接続供給契約においては１需要バランシンググループを設定するものとし，この約款に係る当社

との協議および接続供給の実施に関する事項についての権限を複数の契約者全員から委任された契約者を代表契約者として，あらかじめ選任していただき，かつ，契約者が行なう，当社との手続きおよび協議，ならびにこの約款に定める金銭債務の支払い等は，代表契約者を通じて行なっていただきます。また，当社は，契約者との協議および契約者への通知を代表契約者に対して行ないます。ただし，当社は，必要に応じて，代表契約者以外の契約者と，協議等をさせていただくことがあります。

５　託送供給等に係る取扱い

当社は，とくに必要となる場合を除き，当社の専用窓口を通じて，この約款の実施取扱いをいたします。この場合，当社は，託送供給または電力量調整供給の申込みおよび実施に際してえた情報については，託送供給，電力量調整供給または再生可能エネルギー電気卸供給約款にもとづく再生可能エネルギー電気卸供給を実施する目的以外に使用いたしません。

６　単位および端数処理

この約款において料金その他を計算する場合の単位およびその端数処理は，次のとおりといたします。

(1)　契約負荷設備の個々の容量の単位は，１ワットまたは１ボルトアンペアとし，その端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。

(2)　契約容量の単位は，１キロボルトアンペアとし，その端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。

(3)　発電量調整受電電力，発電量調整受電計画電力，接続受電電力，接続供給電力，接続対象電力，接続対象計画電力，需要抑制量調整受電電力，需要抑制量調整受電計画電力，契約電力，契約受電電力，同時最大受電電力，最大連系電力等，最大需要電力等およびその他の電気の電力の単位は，次の場合を除き，１キロワットとし，その端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。

イ　低圧で供給する場合で，19（接続送電サービス）(2)イまたは 20（臨時接続送電サービス）(2)イ(ﾛ)を適用した場合に算定された値が０．５キロワット以下となるときは，契約電力を０．５キロワットといたします。

ロ　高圧で供給する場合で，19（接続送電サービス）(2)イを適用した場合に算定された値が０．５キロワット未満となるときは，契約電力を１キロワットといたします。

(4) 発電量調整受電電力量，発電量調整受電計画電力量，接続受電電力量，接続供給電力量，接続対象電力量，接続対象計画電力量，需要抑制量調整受電電力量，需要抑制量調整受電計画電力量，ベースライン，発電量調整受電計画差対応補給電力量，発電量調整受電計画差対応余剰電力量，接続対象計画差対応補給電力量，接続対象計画差対応余剰電力量，需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量，需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量，給電指令時補給電力量およびその他の電気の電力量の単位は，１キロワット時とし，その端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。ただし，低圧で受電する場合の３０分ごとの接続受電電力量および３０分ごとの発電量調整受電電力量ならびに低圧で供給する場合の３０分ごとの接続供給電力量の単位は，最小位までといたします。

(5) 力率の単位は，１パーセントとし，その端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。

(6) 料金その他の計算における合計金額の単位は，１円とし，その端数は，切り捨てます。

7　実施細目

この約款の実施上必要な細目的事項は，そのつど契約者，発電契約者，発電者または需要抑制契約者と当社との協議によって定めます。

なお，当社は，必要に応じて，需要者と別途協議を行なうことがあります。

Ⅱ　契約の申込み

８　契約の要件

(1)　契約者が接続供給契約または振替供給契約を希望される場合は，次の要件を満たしていただきます。

イ　小売電気事業，一般送配電事業，特定送配電事業または自己等への電気の供給の用に供する電気が電力量調整供給に係るものまたは当社が供給する託送供給に供する電気であること。

ロ　接続供給の場合，契約者が需要者の需要の計画値に応じた電気の供給が可能であること。

ハ　振替供給の場合，契約者が営む小売電気事業，一般送配電事業，特定送配電事業または契約者が行なう自己等への電気の供給の用に供するためのものであること。

ニ　需要者が電気設備を当社の供給設備に電気的に接続するにあたり，電気設備に関する技術基準，その他の法令等にしたがい，かつ，別冊に定める系統連系技術要件（以下「系統連系技術要件」といいます。）を遵守して，当社の供給設備の状況等を勘案して技術的に適当と認められる方法によって連系すること。

ホ　高圧または特別高圧で供給する場合は，契約者および需要者が当社からの給電指令にしたがうこと。

ヘ　契約者が，需要者にこの約款における需要者に関する事項を遵守させ，かつ，需要者がこの約款における需要者に関する事項を遵守する旨の承諾をすること。

ト　需要者が他の契約者から電気の供給を受けることを当社が確認した場合は，契約者が，当社が契約者にあらかじめお知らせすることなく接続供給の実施に必要な需要者の情報を当該他の契約者に対し提供する旨の承諾をすること。

チ　契約者および需要者が，当社が契約者および需要者にあらかじめお知らせすることなく発電量調整供給等の実施に必要な需要者の情報を発電契約者および需要場所と同一の場所である発電場所の発電者または当社と再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）第２条第５項に定める特定契約（以下「特定契約」といいます。）もしくは再生可能エネルギー特別措置法第２条の７に定める一時調達契約（以下「一時調達契約」といいます。）等を締結する者に対し提供する旨の承諾

をすること。

リ　契約者が自己等への電気の供給の用に供するための接続供給契約または振替供給契約を希望される場合は，次の要件を満たすこと。

(ｲ)　契約者と同一の者である発電者の発電設備等が電気事業法第２条第１項第５号ロに定める非電気事業用電気工作物であること。

(ﾛ)　契約者と同一の者でない発電者の発電または放電に係る電気も供給する場合は，当該発電者の発電設備等が契約者と電気事業法第２条第１項第５号ロの経済産業省令で定める密接な関係を有する者が維持および運用する非電気事業用電気工作物であること。

(ﾊ)　需要者が契約者と同一の者，または契約者と電気事業法第２条第１項第５号ロの経済産業省令で定める密接な関係を有する者であること。

ヌ　契約者が，１需要場所において，分割供給（複数の小売電気事業者が，１需要場所において，１引込みを通じて行なうそれぞれの電気事業法第２条第１項第１号に定める小売供給をいいます。ただし，一方の小売電気事業者が需要者の発電設備の検査，補修または事故〔停電による停止等を含みます。〕により生じた不足電力の補給にあてるための電気のみを供給する場合の小売供給を除きます。）を行なうための接続供給（以下「分割接続供給」といいます。）を希望される場合は，次の要件を満たすこと。

(ｲ)　当該需要場所が，高圧または特別高圧で電気の供給を受ける需要場所であること。

(ﾛ)　当該需要場所において分割接続供給を受ける契約者は，２契約者に限ること。

(ﾊ)　双方の契約者および需要者が，当該需要場所において，当社が分割接続供給を行なう旨の承諾をすること。

(ﾆ)　双方の契約者および需要者が，当社が契約者および需要者にあらかじめお知らせすることなく分割接続供給の実施に必要な契約者および需要者の情報を他の一方の契約者に対し提供する旨の承諾をすること。

(2)　発電契約者が発電量調整供給契約を希望される場合は，次の要件を満たしていただきます。

イ　発電契約者が発電量調整受電計画電力量に応じて電気を供給すること。

ロ　発電者が発電または放電する電気が当社が行なう託送供給に係るものであること。

ハ　発電者が電気設備を当社の供給設備に電気的に接続するにあたり，電気設備に関する技術基準，その他の法令等にしたがい，かつ，系統連系技術要件を遵守して，当社の供給設備の状況等を勘案して技術的に適当と認められる方法によって連系すること。

ニ　高圧または特別高圧で受電する場合は，発電契約者および発電者が当社からの給電指令にしたがうこと。

ホ　発電契約者が当社を代理して，発電者との間で，系統連系受電契約（発電量調整供給契約にもとづき締結する契約をいいます。）を締結すること。

ヘ　発電契約者が，原則として，18（料金）(3)に定める発電者に係る料金，延滞利息および契約超過金を，34（支払義務の発生および支払期日）(4)に定める期日までの間，当社に代わり，発電者から受領し，当社があらかじめ定める支払いに関する期日までに当社へ引き渡す業務を受託すること。

ト　発電契約者が，35（料金その他の支払方法）(3)ロの場合を除き，18（料金）(3)に定める発電者に係る料金，延滞利息および契約超過金の支払い業務を発電者から無償で受託すること。

チ　発電者が系統連系受電契約の変更を発電契約者に申し出た場合，発電契約者が発電量調整供給契約の変更として当社へ申し出ること。

リ　当社が発電者との系統連系受電契約を解約する場合，発電契約者が，当該発電者の発電場所に係る発電量調整供給契約が変更されることを承諾すること。

ヌ　発電契約者が，発電者にこの約款における発電者に関する事項を遵守させ，かつ，発電者がこの約款における発電者に関する事項を遵守する旨の承諾をすること。

ただし，当社と特定契約を締結する発電者（発電契約者が発電者との間で電力受給に関する契約を締結している場合を除きます。）および発電契約者と同一の者である発電者については，ホ，ヘ，ト，チおよびリの要件を除きます。

なお，当社は，発電契約者に対して，系統連系受電契約の締結または変更について，当社を代理する権利を付与いたします。

(3)　発電者が系統連系受電契約を希望される場合は，次の要件を満たしていただきます。

イ　新たに系統連系受電契約を希望される場合または当該契約の内容に変更が生じる場合，発電者が当該契約の締結または変更について当社を代理する発電契約者に対して申し出ること。

ロ　発電者が発電または放電する電気が当社が行なう託送供給に係るもの（当社との特定契約に係る電気を除きます。）であること。

ハ　発電者が電気設備を当社の供給設備に電気的に接続するにあたり，電気設備に関する技術基準，その他の法令等にしたがい，かつ，系統連系技術要件を遵守して，当社の供給設備の状況等を勘案して技術的に適当と認められる方法によって連系すること。

ニ　高圧または特別高圧で受電する場合は，発電者が当社からの給電指令にしたがうこと。

ホ　発電者が，原則として，18（料金）(3)に定める発電者に係る料金，延滞利息および契約超過金の支払い業務を発電契約者に委託すること。

ヘ　発電者が当該契約の消滅後に接続された電気を当社が無償で受電することについて承諾すること。

ただし，発電契約者と同一の者である発電者については，イおよびホの要件を除きます。

(4)　需要抑制契約者が需要抑制量調整供給契約を希望される場合は，次の要件を満たしていただきます。

イ　需要抑制契約者が特定卸供給を行なう事業を営む者で，次のいずれにも該当すること。

(ｲ)　需要者に対して，次のａおよびｂの事項を定めた需要抑制に関する計画を適時に策定し，当該計画にしたがって適切な需要抑制の指示を適時に出すことができること。

ａ　需要抑制量（１キロワットをこえる電気を抑制しようとするものに限ります。）

ｂ　需要抑制の実施頻度および時期

(ﾛ)　(ｲ)によってえられた１００キロワットをこえる電気を供給しようとするものであること。

(ﾊ)　電気の安定かつ適正な供給を確保するための適切な需給管理体制および情報管理体制を確立し，実施および維持することができること。

(ﾆ)　需要者の保護の観点から適切な情報管理体制を確立し，実施および維持できること。

(ﾎ)　需要者と電力需給に関する契約等を締結している契約者が供給力を確保するよう，当該契約者と需要抑制契約者との間または当該契約者と需要者との

間で適切な契約がなされていること。

ロ　需要抑制契約者が需要抑制量調整受電計画電力量に応じて電気を供給すること。

ハ　需要者に係る接続送電サービスまたは臨時接続送電サービスが電灯定額接続送電サービスまたは電灯臨時定額接続送電サービスもしくは動力臨時定額接続送電サービスでないこと。

ニ　需要抑制量調整受電電力量の算定上，需要場所が 30（計量）(3)に該当しないこと。

ホ　需要抑制契約者が，需要者にこの約款における需要者に関する事項を遵守させ，かつ，需要者がこの約款における需要者に関する事項を遵守する旨の承諾をすること。

ヘ　当社が分割接続供給を行なう供給地点において，需要抑制契約者は，15（供給および契約の単位）(2)イ(ｲ)または(ﾛ)により分割接続供給を受ける契約者に係る接続送電サービスまたは臨時接続送電サービスについて需要抑制量調整供給契約を希望される場合は，他の一方の契約者に係る接続送電サービスまたは臨時接続送電サービスについてもあわせて需要抑制量調整供給契約を締結すること。

９　検討および契約の申込み

契約者が新たに接続供給契約もしくは振替供給契約を希望される場合，発電契約者が新たに発電量調整供給契約を希望される場合，発電者（当社と特定契約を締結する発電者〔発電契約者が発電者との間で電力受給に関する契約を締結している場合を除きます。〕を除きます。）が新たに系統連系受電契約を希望される場合または需要抑制契約者が新たに需要抑制量調整供給契約を希望される場合は，あらかじめこの約款を承認のうえ，次の手続きにより，契約者から託送供給の申込み，発電契約者から発電量調整供給の申込みまたは需要抑制契約者から需要抑制量調整供給の申込みをしていただきます。

なお，電圧または周波数の変動等によって損害を受けるおそれがある発電者または需要者は，無停電電源装置の設置等必要な措置を講じていただきます。また，発電者または需要者が保安等のために必要とする電気については，その容量を明らかにしていただき，21（予備送電サービス）の申込みまたは保安用の発電設備の設置，蓄電池装置の設置等必要な措置を講じていただきます。

(1) 受電側接続検討の申込み

イ　当社は，契約者または発電契約者から小売電気事業，一般送配電事業，特定送配電事業または自己等への電気の供給の用に供する電気を受電（原則として高圧または特別高圧で受電する場合に限ります。また，接続供給または振替供給の場合は，受電地点が会社間連系点のときに限ります。）するにあたり，供給設備の新たな施設または変更についての検討（以下「受電側接続検討」といいます。）をいたします。

なお，他の接続供給契約もしくは振替供給契約または発電量調整供給契約等により既に連系されている受電地点については，受電側接続検討を省略することがあります。

ロ　契約者または発電契約者は，接続供給契約（受電地点が会社間連系点の場合に限ります。）もしくは振替供給契約（受電地点が会社間連系点の場合に限ります。）または発電量調整供給契約（発電者から電気を受電する場合に限ります。）の申込みに先だち，次の事項を明らかにして，当社所定の様式により，受電側接続検討の申込みをしていただきます。

(ｲ) 接続供給の場合

a　契約者の名称

b　代表契約者の名称（契約者が複数の場合に限ります。）

c　当該接続供給に必要となる当社以外の一般送配電事業者または配電事業者との振替供給契約等の内容または申込内容

d　接続受電電力の最大値および最小値

e　接続供給の開始希望日

(ﾛ) 振替供給の場合

a　契約者の名称

b　当該振替供給に必要となる当社以外の一般送配電事業者または配電事業者との振替供給契約等の内容または申込内容

c　振替供給に係る受電電力の最大値および最小値

d　当社が振替供給する電気の供給地点

e　振替供給の開始希望日

(ﾊ) 発電量調整供給の場合

a　発電契約者の名称

b　発電者の名称，発電場所および受電地点

c　発電設備等の発電・放電方式，発電・放電出力および系統安定上必要な仕様

d　発電量調整受電電力の最大値および最小値

e　受電地点における受電電圧

f　発電場所における負荷設備および受電設備

g　発電量調整供給の開始希望日

ハ　検討期間および検討料

(ｲ) 当社は，受電側接続検討の申込みをいただいた後，原則として３月以内に，検討結果を契約者にお知らせいたします。

(ﾛ) 当社は，１受電地点１検討につき２２万円を検討料として，受電側接続検討の申込み時に発電契約者から申し受けます。ただし，次の場合には，検討料を申し受けません。

a　検討を要しない場合

b　受電側接続検討の回答後，他の発電契約者の契約の申込みにともなう連系予約（当該契約の申込みに係る発電設備等が送電系統へ連系されたものとして取り扱うことをいいます。）によって送電系統の状況が変化した場合等，受電側接続検討の前提となる事実関係に変動がある場合で，かつ，検討料を申し受けた受電側接続検討の回答日から１年以内に受け付けた受電側接続検討のとき

(2) 供給側接続事前検討の申込み

イ　当社は，契約者が希望される場合に，契約者に小売電気事業，特定送配電事業または自己等への電気の供給の用に供する電気を供給するにあたり，工事の要否および工事が必要な場合の当該工事の種別についての検討（以下「供給側接続事前検討」といいます。）をいたします。

ロ　契約者は，次の事項を明らかにして，当社所定の様式により，供給側接続事前検討の申込みをしていただきます。この場合，契約者への情報開示に係る需要者の承諾書（当社所定の様式によります。）をあわせて提出していただくことがあります。また，分割接続供給を希望される場合は，あらかじめ双方の契約者で協議のうえ，申込みをしていただきます。

(ｲ) 需要者の名称，用途，需要場所（供給地点特定番号を含みます。）および供給地点

(ﾛ) 契約電力（分割接続供給を希望される場合は，１需要場所において使用で

きる最大電力〔キロワット〕といたします。），契約電流または契約容量

(ﾊ) 供給地点における供給電気方式および供給電圧

(ﾆ) 負荷設備または主開閉器

(ﾎ) 接続供給の開始希望日および使用期間

ハ　負荷設備，契約電力，契約電流または契約容量については，１年間を通じての最大の負荷を基準として，契約者から申し出ていただきます。この場合，１年間を通じての最大の負荷を確認するため，必要に応じて接続供給の開始希望日以降１年間の接続供給電力の計画値を当社所定の様式により申し出ていただきます。

ニ　当社は，供給側接続事前検討の申込みをいただいた後，原則として２週間以内に，検討結果を契約者にお知らせいたします。

(3) 需要抑制量調整供給事前検討の申込み

イ　当社は，需要抑制契約者が希望される場合に，特定卸供給の用に供する電気を受電するにあたり，工事の要否および工事が必要な場合の当該工事の種別についての検討（以下「需要抑制量調整供給事前検討」といいます。）をいたします。

ロ　需要抑制契約者は，次の事項を明らかにして，当社所定の様式により，需要抑制量調整供給事前検討の申込みをしていただきます。この場合，需要抑制契約者への情報開示に係る需要者の承諾書（当社所定の様式によります。）をあわせて提出していただくことがあります。

(ｲ) 需要抑制契約者の名称

(ﾛ) 需要者の名称，需要場所（供給地点特定番号を含みます。）

(ﾊ) 需要抑制量調整供給の開始希望日

ハ　当社は，需要抑制量調整供給事前検討の申込みをいただいた後，原則として２週間以内に，検討結果をお知らせいたします。

(4) 契約の申込み

契約者は，(1)ロ(ｲ)または(ﾛ)の事項およびイまたはロの事項を，発電契約者は，(1)ロ(ﾊ)の事項およびハの事項を，需要抑制契約者は，ニの事項を明らかにして，当社所定の様式により，接続供給契約，振替供給契約，発電量調整供給契約，系統連系受電契約または需要抑制量調整供給契約の申込みをしていただきます。この場合，８（契約の要件）(1)へおよび接続供給の実施に必要な需要者の情報を当社が契約者に対し提供することに関する需要者の承諾書（当社所定の様式によりま

す。），８（契約の要件）(2)ホに定める要件を満たすことを証明する文書および８（契約の要件）(2)ヌに定める発電者の承諾書（当社所定の様式によります。）または８（契約の要件）(4)ホおよび需要抑制量調整供給の実施に必要な需要者の情報を当社が需要抑制契約者に対し提供することに関する需要者の承諾書（当社所定の様式によります。）をあわせて提出していただきます。ただし，発電契約者と発電者との間で締結する電力受給に関する契約等において，発電者が系統連系受電契約の締結について合意していることおよび発電者がこの約款に関する事項を遵守することを承諾していることが明らかな場合，契約者と需要者との間で締結する電力需給に関する契約等において，需要者がこの約款に関する事項を遵守することおよび接続供給の実施に必要な需要者の情報を，当社が契約者に対し提供することを承諾していることが明らかな場合または需要抑制契約者と需要者との間で締結する需要抑制に関する契約等において，需要者がこの約款に関する事項を遵守することおよび需要抑制量調整供給の実施に必要な需要者の情報を，当社が需要抑制契約者に対し提供することを承諾していることが明らかな場合で，当社が当該文書および承諾書の提出を不要と判断するときは，当該文書および承諾書の提出を省略することができるものといたします。

なお，自己等への電気の供給の用に供するための接続供給契約または振替供給契約を希望される場合は，８（契約の要件）(1)リに定める要件を満たすことを証明する文書をあわせて提出していただきます。この場合，当社は，必要に応じて，所管の官庁にこの要件を満たすことの確認を行ないます。

また，発電量調整供給契約を希望される場合で，電力広域的運営推進機関送配電等業務指針に定める保証金（以下，「系統連系保証金」といい，その金額は電力広域的運営推進機関業務規程に定める方法により算定いたします。）を要するときは，系統連系保証金をお支払いいただき，かつ，電源接続案件一括検討プロセスにもとづき工事費負担金補償金を定めるときは，当社と工事費負担金の補償に関する契約を締結のうえ，(1)の申込みに対する当社の回答日から１年以内（電源接続案件一括検討プロセスにもとづき申込みをされる場合および海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律（以下「再エネ海域利用法」といいます。）第１３条第２項第１０号に規定する選定事業者（以下「選定事業者」といいます。）を発電者として申込みをされる場合を除きます。）に申込みをしていただくものとし，需要抑制量調整供給契約を希望される場合は，８（契約の要件）(4)イに定める要件を満たすことを証明する文書を提出していただ

きます。

イ　接続供給の場合

(ｲ) 需要者の名称，用途，需要場所（供給地点特定番号を含みます。）および供給地点

(ﾛ) 供給地点における供給電気方式および供給電圧

(ﾊ) 需要場所における負荷設備，主開閉器，受電設備および発電設備等

(ﾆ) 契約電力（分割接続供給を希望される場合は，申込みをされる契約者に係る契約電力といたします。），契約電流または契約容量

(ﾎ) 契約受電電力

(ﾍ) 希望される接続送電サービス，臨時接続送電サービスまたは予備送電サービスの種別（分割接続供給を希望される場合は，申込みをされる契約者に係る接続送電サービス，臨時接続送電サービスまたは予備送電サービスの種別といたします。）

(ﾄ) 20（臨時接続送電サービス）を希望される場合は，その契約使用期間（分割接続供給を希望される場合は，申込みをされる契約者に係る契約使用期間といたします。）

(ﾁ) 接続受電電力の計画値および接続供給電力の計画値

(ﾘ) 電気の調達先となる契約者，発電契約者または需要抑制契約者の名称および調達量の計画値

(ﾇ) 電気の販売先となる契約者，発電契約者または需要抑制契約者の名称および販売量の計画値

(ﾙ) 連絡体制

(ﾇ) 分割接続供給を希望される場合，次の事項（あらかじめ双方の契約者で協議のうえ，申込みをしていただきます。）

a　15（供給および契約の単位）(2)イまたはロのうち希望される分割接続供給の形態

b　15（供給および契約の単位）(2)イにより当社が分割接続供給を行なう場合，それぞれの契約者への分割接続供給の形態

c　15（供給および契約の単位）(2)イ(ｲ)により当社が分割接続供給を行なう場合，契約者があらかじめ定めた３０分ごとの電力量（以下「通告電力量」といいます。）を当社に通知する契約者

d　15（供給および契約の単位）(2)ロにより当社が分割接続供給を行なう場

合，それぞれの契約者へ分割接続供給する時間帯（以下「供給時間帯」といいます。）および分割接続供給に係る料金その他の調整先となる契約者

e　分割接続供給に係る料金その他の調整に使用する，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービス契約電力および接続送電サービスの種別

f　臨時接続送電サービスを希望される場合は，分割接続供給に係る料金その他の調整に使用する，１供給地点につき，１臨時接続送電サービスを適用したときの臨時接続送電サービス契約電力および臨時接続送電サービスの種別

g　予備送電サービスを希望される場合は，分割接続供給に係る料金その他の調整に使用する，１供給地点につき，１予備送電サービスを適用したときの予備送電サービス契約電力および予備送電サービスの種別

なお，負荷設備，契約電力，契約電流または契約容量については，１年間を通じての最大の負荷を基準として，契約者から申し出ていただきます。この場合，１年間を通じての最大の負荷を確認するため，必要に応じて接続供給の開始希望日以降１年間の接続供給電力の計画値を当社所定の様式により申し出ていただきます。

ロ　振替供給の場合

(ｲ) 連絡体制

(ﾛ) 当社が小売電気事業，一般送配電事業，特定送配電事業または自己等への電気の供給の用に供する電気を振替供給する場合には，当該振替供給に係る当社以外の一般送配電事業者または配電事業者との接続供給契約等の内容または申込内容

ハ　発電量調整供給の場合

(ｲ) 発電場所の受電地点特定番号および発電設備等に係る供給地点の供給地点特定番号

(ﾛ) 契約受電電力および同時最大受電電力

(ﾊ) 発電量調整受電計画電力

(ﾆ) 電気の調達先となる契約者，発電契約者または需要抑制契約者の名称および調達量の計画値

(ﾎ) 電気の販売先となる契約者，発電契約者または需要抑制契約者の名称および販売量の計画値

(ﾍ) 連絡体制

ニ　需要抑制量調整供給の場合

(ｲ) 需要抑制契約者の名称

(ﾛ) 需要抑制量調整受電計画電力

(ﾊ) 需要抑制を行なう場合の３０分ごとの需要抑制量調整受電計画電力量に対応する，需要抑制の予定電力量（１ベースラインに係る需要場所を複数とする場合で，当該ベースラインにもとづく需要抑制量調整受電計画電力量を設定するときは，需要場所ごとの需要抑制量調整供給に係る需要抑制の予定電力量といたします。）の最小値

(ﾆ) 需要抑制を行なう場合の３０分ごとの販売計画の最小値

(ﾎ) 需要者の名称および需要場所（供給地点特定番号を含みます。）

(ﾍ) 需要者と電力需給に関する契約等を締結している契約者の名称

(ﾄ) 需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量および需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量の算定方法となる 31（電力および電力量の算定）(14)イまたはロ

(ﾁ) 電気の調達先となる契約者，発電契約者または需要抑制契約者の名称および調達量の計画値

(ﾘ) 電気の販売先となる契約者，発電契約者または需要抑制契約者の名称および販売量の計画値

(ﾇ) 需要抑制量調整供給の開始希望日

(ﾙ) 連絡体制

なお，需要抑制バランシンググループごとの(ﾄ)の算定方法となる 31（電力および電力量の算定）(14)イまたはロのいずれかの適用を開始した後１年間は同一の算定方法の適用を継続していただくものといたします。

(5) 当社は，接続供給契約（受電地点〔会社間連系点の場合に限ります。〕に係る事項に限ります。）または振替供給契約について，当日等の利用分および翌日等の利用分に限り，(4)に定める様式以外で当社が指定した方法により契約者に申込みをしていただくことがあります。また，当社は，受給契約等にもとづく連系線の利用に係る事項（当社以外の一般送配電事業者の連系線の利用に係る事項を含みます。）について，当社が指定した方法により契約者に提出していただくことがあります。この場合，当該申込み方法による申込みに係る託送供給の実施または受給契約等にもとづく連系線の利用に係る事項の提出にともなって必要となる事項に

関する契約（以下「契約者に係る基本契約」といいます。）を当社とあらかじめ締結していただきます。

なお，契約者に係る基本契約の契約期間は，契約者と当社との協議がととのった日から１年間とし，契約期間満了に先だって契約内容に変更がない場合は，契約期間満了後も１年ごとに同一条件で継続されるものといたします。

また，契約者に係る基本契約で定める事項について，基本契約書（当社所定の様式によります。）を作成いたします。

(6) 当社は，受給契約等にもとづく連系線の利用に係る事項（当社以外の一般送配電事業者の連系線の利用に係る事項を含みます。）について，当社が指定した方法により発電契約者に提出していただくことがあります。この場合，受給契約等にもとづく連系線の利用に係る事項の提出にともなって必要となる事項に関する契約（以下「発電契約者に係る基本契約」といいます。）を当社とあらかじめ締結していただきます。

なお，発電契約者に係る基本契約の契約期間は，発電契約者と当社との協議がととのった日から１年間とし，契約期間満了に先だって契約内容に変更がない場合は，契約期間満了後も１年ごとに同一条件で継続されるものといたします。

また，発電契約者に係る基本契約で定める事項について，基本契約書（当社所定の様式によります。）を作成いたします。

(7) 当社は，受給契約等にもとづく連系線の利用に係る事項（当社以外の一般送配電事業者の連系線の利用に係る事項を含みます。）について，当社が指定した方法により需要抑制契約者に提出していただくことがあります。この場合，受給契約等にもとづく連系線の利用に係る事項の提出にともなって必要となる事項に関する契約（以下「需要抑制契約者に係る基本契約」といいます。）を当社とあらかじめ締結していただきます。

なお，需要抑制契約者に係る基本契約の契約期間は，需要抑制契約者と当社との協議がととのった日から１年間とし，契約期間満了に先だって契約内容に変更がない場合は，契約期間満了後も１年ごとに同一条件で継続されるものといたします。

また，需要抑制契約者に係る基本契約で定める事項について，基本契約書（当社所定の様式によります。）を作成いたします。

10　契約の成立および契約期間

(1)　接続供給契約は，接続供給契約の申込みを当社が承諾したときに，振替供給契約は，振替供給契約の申込みを当社が承諾したときに，発電量調整供給契約は，発電量調整供給契約の申込みを当社が承諾したときに，系統連系受電契約は，系統連系受電契約の申込みを当社が承諾したときに，需要抑制量調整供給契約は，需要抑制量調整供給契約の申込みを当社が承諾したときに，それぞれ成立いたします。

(2) 契約期間は，次によります。

イ　接続供給の場合

(ｲ)　契約期間は，20（臨時接続送電サービス）を利用される場合を除き，接続供給契約が成立した日から，料金適用開始の日以降１年目の日までといたします。

(ﾛ)　契約期間満了に先だって接続供給契約の消滅または変更がない場合は，接続供給契約は，契約期間満了後も１年ごとに同一条件で継続されるものといたします。

(ﾊ)　20（臨時接続送電サービス）の契約期間は，接続供給契約が成立した日から，あらかじめ定めた契約使用期間満了の日までといたします。

ロ　発電量調整供給の場合

(ｲ)　契約期間は，発電設備等に係る供給地点において 20（臨時接続送電サービス）が適用されている場合等特別の事情がある場合を除き，発電量調整供給契約または系統連系受電契約が成立した日から，料金適用開始の日以降１年目の日までといたします。

(ﾛ)　契約期間満了に先だって発電量調整供給契約または系統連系受電契約の消滅または変更がない場合は，発電量調整供給契約または系統連系受電契約は，契約期間満了後も１年ごとに同一条件で継続されるものといたします。

(ﾊ)　契約期間は，発電設備等に係る供給地点において 20（臨時接続送電サービス）が適用されている場合等特別の事情がある場合，発電量調整供給契約または系統連系受電契約が成立した日から，発電契約者または発電者と当社との協議により定めた日までといたします。

ハ　振替供給または需要抑制量調整供給の場合

契約期間は，振替供給契約または需要抑制量調整供給契約が成立した日から，契約者または需要抑制契約者の申込みにもとづき，契約者または需要抑制契約

者と当社との協議により定めた日までといたします。ただし，特別の事情がない限り，契約期間は，振替供給または需要抑制量調整供給の開始日から起算して１年未満とならないものといたします。

11　託送供給等の開始

(1)　当社は，接続供給契約，振替供給契約，発電量調整供給契約，系統連系受電契約または需要抑制量調整供給契約の申込みを承諾したときには，契約者，発電契約者または需要抑制契約者と協議のうえ託送供給または電力量調整供給の開始日を定め，供給準備その他必要な手続きを経たのち，すみやかに託送供給または電力量調整供給を開始いたします。

(2) 当社は，天候，用地交渉，停電交渉等の事情によるやむをえない理由によって，あらかじめ定めた託送供給または電力量調整供給の開始日に託送供給または電力量調整供給ができないことが明らかになった場合には，その理由を契約者，発電契約者または需要抑制契約者にお知らせし，あらためて契約者，発電契約者または需要抑制契約者と協議のうえ，託送供給または電力量調整供給の開始日を定めて託送供給または電力量調整供給を開始いたします。

12　供給準備その他必要な手続きのための協力

契約者，発電契約者，需要抑制契約者，発電者または需要者は，当該託送供給または電力量調整供給の実施にともない当社が施設または所有する供給設備の工事および維持のために必要な用地の確保等について協力していただきます。

13　電気方式，電圧および周波数

(1) 受電電気方式は，受電電圧に応じて，次のとおりといたします。

受電電圧	低圧	交流単相２線式，交流単相３線式または交流３相３線式
	高圧または特別高圧	交流３相３線式

(2)　供給電気方式は，供給電圧および接続送電サービス，臨時接続送電サービスまたは予備送電サービスに応じて，Ⅲ（料金）の各項に定めるところによります。

(3)　受電電圧は，会社間連系点を受電地点とする場合を除き，原則として，受電地点（１建物内の２以上の発電場所から共同引込線〔２以上の発電場所または需要場所に対して１引込みにより電気を受電または供給するための引込線をいいま

す。〕による１引込みで電気を受電する場合の受電地点は，発電場所ごとに異なる地点とみなします。）における契約受電電力（発電場所における発電設備等，受電設備および負荷設備等を基準として，発電契約者と当社との協議により受電地点ごとに定めます。）に応じて，次のとおりといたします。

契約受電電力	50 ｷﾛﾜｯﾄ未満	標準電圧　100 ﾎﾞﾙﾄ または　200 ﾎﾞﾙﾄ
	50 ｷﾛﾜｯﾄ以上 2,000 ｷﾛﾜｯﾄ未満	標準電圧　6,000 ﾎﾞﾙﾄ
	2,000 ｷﾛﾜｯﾄ以上 10,000 ｷﾛﾜｯﾄ未満	標準電圧　20,000 ﾎﾞﾙﾄ または　30,000 ﾎﾞﾙﾄ
	10,000 ｷﾛﾜｯﾄ以上 50,000 ｷﾛﾜｯﾄ未満	標準電圧　60,000 ﾎﾞﾙﾄ または　70,000 ﾎﾞﾙﾄ
	50,000 ｷﾛﾜｯﾄ以上	標準電圧　140,000 ﾎﾞﾙﾄ

(4)　供給電圧は，会社間連系点を供給地点とする場合を除き，接続送電サービス，臨時接続送電サービスまたは予備送電サービスに応じて，Ⅲ（料金）の各項に定めるところによります。

ただし，接続送電サービス契約電力が５００キロワット未満である場合（契約者が新たに供給地点への接続供給を開始される場合または需要場所における受電設備を変更される場合等に限ります。）は，別表１（契約設備電力の算定）により定めた供給地点（１建物内の２以上の需要場所に共同引込線による１引込みで電気を供給する場合の供給地点は，需要場所ごとに異なる地点とみなします。）における契約設備電力に応じて次のとおりといたします。

契約設備電力	50 ｷﾛﾜｯﾄ未満	標準電圧　100 ﾎﾞﾙﾄ または　200 ﾎﾞﾙﾄ
	50 ｷﾛﾜｯﾄ以上	標準電圧　6,000 ﾎﾞﾙﾄ

なお，１需要場所において，電灯標準接続送電サービス，電灯時間帯別接続送電サービスまたは電灯従量接続送電サービスと動力標準接続送電サービス，動力時間帯別接続送電サービスまたは動力従量接続送電サービスとをあわせて契約する場合，契約設備電力の合計が５０キロワット未満となるときの供給電圧は原則として標準電圧１００ボルトまたは２００ボルトとし，契約設備電力の合計が５０キロワット以上となるときの供給電圧は原則として標準電圧６，０００ボルトといたします。ただし，契約者が希望され，かつ，電気の使用状態，当社の供給設備の状況等から当社が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたと

きは，契約設備電力の合計が５０キロワット以上であっても，標準電圧１００ボルトまたは２００ボルトとすることがあります。この場合，当社は，需要者の土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

(5) 受電電圧については発電者に，供給電圧については需要者に特別の事情がある場合または当社の供給設備の都合でやむをえない場合には，(3)または(4)に定める当該標準電圧より上位または下位の電圧で，受電または供給することがあります。

(6) 周波数は，標準周波数６０ヘルツといたします。

14 発電場所および需要場所

(1) 当社は，原則として，１構内をなすものは１構内を１発電場所または１需要場所とし，これによりがたい場合には，イおよびロによります。

なお，１構内をなすものとは，さく，へい等によって区切られ公衆が自由に出入りできない区域であって，原則として区域内の各建物が同一会計主体に属するものをいいます。ただし，複数の発電設備等を隣接した構内に設置する場合は，正当な理由がない限り，１構内をなすものとみなします。

イ 当社は，１建物をなすものは１建物を１発電場所または１需要場所とし，これによりがたい場合には，ロによります。

なお，１建物をなすものとは，独立した１建物をいいます。ただし，複数の建物であっても，それぞれが地上または地下において連結され，かつ，各建物の所有者および使用者が同一のとき等建物としての一体性を有していると認められる場合は，１建物をなすものとみなします。また，看板灯，庭園灯，門灯等建物に付属した屋外電灯は，建物と同一の発電場所または需要場所といたします。

ロ 構内または建物の特殊な場合には，次によります。

(ｲ) 居住用の建物の場合

１建物に会計主体の異なる部分がある場合で，次のいずれにも該当するときは，各部分をそれぞれ１発電場所または１需要場所とすることができます。この場合には，共用する部分を原則として１発電場所または１需要場所といたします。

a 各部分の間が固定的な隔壁または扉で明確に区分されていること。

b 各部分の屋内配線設備が相互に分離して施設されていること。

c 各部分が世帯単位の居住に必要な機能（炊事のための設備等）を有する

こと。

(ﾛ) 居住用以外の建物の場合

１建物に会計主体の異なる部分がある場合で，各部分の間が固定的な隔壁で明確に区分され，かつ，共用する部分がないときまたは各部分の所有者が異なるときは，各部分をそれぞれ１発電場所または１需要場所とすることができます。この場合には，共用する部分を原則として１発電場所または１需要場所といたします。

(ﾊ) 居住用部分と居住用以外の部分からなる建物の場合

１建物に居住用部分と居住用以外の部分がある場合は，(ﾛ)に準ずるものといたします。ただし，アパートと店舗からなる建物等居住用部分と居住用以外の部分の間が固定的な隔壁で明確に区分されている建物の場合は，居住用部分に限り(ｲ)に準ずるものといたします。

(2) 隣接する複数の構内の場合で，それぞれの構内において営む事業の相互の関連性が高いときは，(1)にかかわらず，その隣接する複数の構内を１発電場所または１需要場所とすることがあります。

(3) 道路その他公共の用に供せられる土地（(1)に定める構内または(2)に定める隣接する複数の構内を除きます。）において，街路灯等が設置されている場合は，その設置されている場所を１発電場所または１需要場所といたします。

(4) (1)に定める１構内，(1)イに定める１建物，(2)に定める隣接する複数の構内または(3)に定める設置されている場所（以下「原需要場所等」といいます。）において，災害による被害を防ぐための措置，温室効果ガス等の排出の抑制等のための措置または電気工作物の設置および運用の合理化のための措置その他の電気の使用者の利益に資する措置にともない必要な設備を新たに使用する際に，当該設備が施設された区域または部分（以下「特例区域等」といいます。）の契約者または発電契約者からの申出がある場合で，次のいずれにも該当するときは，(1)，(2)または(3)にかかわらず，特例区域等を１発電場所または１需要場所といたします。

イ 次の事項について，原需要場所等から特例区域等を除いた区域または部分（以下「非特例区域等」といいます。）の発電者または需要者の承諾をえていること。

(ｲ) 非特例区域等について，(1)，(2)または(3)に準じて発電場所または需要場所を定めること。

(ﾛ) 当社が特例区域等における業務を実施するため，44（発電場所および需要場所への立入りによる業務の実施）に準じて，非特例区域等の発電者または

需要者の土地または建物に立ち入らせていただく場合には，正当な理由がない限り，立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただくこと。

ロ　特例区域等と非特例区域等の間が外観上区分されていること。

ハ　特例区域等と非特例区域等の配線設備が相互に分離して施設されていること。

ニ　当社が非特例区域等における業務を実施するため，44（発電場所および需要場所への立入りによる業務の実施）に準じて，特例区域等の発電者または需要者の土地または建物に立ち入らせていただく場合には，正当な理由がない限り，立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただくこと。

ホ　特例区域等を１発電場所または１需要場所とすることが社会的経済的事情に照らし不適当でなく，他の電気の使用者の利益を著しく阻害するおそれがないこと。

15　供給および契約の単位

(1)　当社は，次の場合を除き，１需要場所について１接続送電サービスまたは１臨時接続送電サービスを適用し，１電気方式，１引込みおよび１計量をもって託送供給を行ない，１発電場所について１系統連系受電サービスを適用（当社が特定契約を締結している場合〔発電契約者が発電者との間で電力受給に関する契約を締結している場合を除きます。〕を除きます。）し，１電気方式，１引込みおよび１計量をもって発電量調整供給を行ないます。

イ　１需要場所につき，(ｲ)および(ﾛ)の２臨時接続送電サービスをあわせて契約する場合，または，次の１臨時接続送電サービス（(ｲ)および(ﾛ)の２臨時接続送電サービスをあわせて契約する場合またはへの場合は，２臨時接続送電サービスといたします。）とこれ以外の１接続送電サービス（ロまたはへの場合は，２接続送電サービスといたします。）とをあわせて契約する場合

(ｲ)　電灯臨時定額接続送電サービスおよび電灯臨時接続送電サービスのうちの１臨時接続送電サービス

(ﾛ)　動力臨時定額接続送電サービスおよび動力臨時接続送電サービスのうちの１臨時接続送電サービス

(ﾊ)　高圧臨時接続送電サービス

(ﾆ)　特別高圧臨時接続送電サービス

ロ　電灯または小型機器と動力とをあわせて使用する需要者に供給する場合で，次の２接続送電サービスをあわせて契約する場合

(ｲ) 電灯定額接続送電サービス，電灯標準接続送電サービス，電灯時間帯別接続送電サービスおよび電灯従量接続送電サービスのうちの１接続送電サービス

(ﾛ) 動力標準接続送電サービス，動力時間帯別接続送電サービスおよび動力従量接続送電サービスのうちの１接続送電サービス

ハ　共同引込線による引込みで託送供給または発電量調整供給を行なう場合

ニ　予備送電サービスをあわせて契約する場合

ホ　災害による被害を防ぐための措置，温室効果ガス等の排出の抑制等のための措置または電気工作物の設置および運用の合理化のための措置その他の電気の使用者の利益に資する措置にともない，契約者または発電契約者からの申出がある場合で，当社が技術上，保安上適当と認めたとき。

ヘ　(2)イまたはロにより当社が分割接続供給を行なう場合

ト　その他技術上，経済上やむをえない場合等特別の事情がある場合

(2) 接続供給の場合，当社は，あらかじめ定めた発電契約者または電力広域的運営推進機関が定めた発電契約者および需要場所について，１接続供給契約を結び，１需要バランシンググループを設定いたします。この場合，それぞれの需要場所は原則として１接続供給契約に属するものとし，また，当社は，原則として，１契約者に対して１接続供給契約を結びます。

なお，電気鉄道の場合で，負荷が移動するために同一送電系統に属する２以上の供給地点において常時電気の供給を受ける契約者が希望されるときは，その料金その他の供給条件について複数供給地点を１供給地点とみなすことがあります。

また，当社は，分割接続供給の場合，１需要場所につき，２契約者にそれぞれ１接続供給契約を適用し，原則として２接続送電サービスまたは２臨時接続送電サービスを適用のうえ，１電気方式，１引込みおよび１計量をもって次のいずれかの形態で分割接続供給を行ないます。

イ　当社が，１需要場所において，あらかじめ定めた量の電気の供給を行なう契約者（以下「非需要追随供給者」といいます。）およびそれ以外の電気の供給を行なう契約者（以下「需要追随供給者」といいます。）に分割接続供給を行なう形態

なお，非需要追随供給者への分割接続供給は，次のいずれかの方法で行ないます。

(ｲ) 当社が，通告電力量に応じて分割接続供給を行なう方法

(ﾛ) 当社が，すべての時間帯において，一定の電力量（原則として，19〔接続送電サービス〕(2)イ(ﾍ) a，ロまたは 20〔臨時接続送電サービス〕(2)ロの非需要追随供給者に係る接続送電サービス契約電力または臨時接続送電サービス契約電力の値を２で除した値をいいます。以下「ベース電力量」といいます。）で分割接続供給を行なう方法

ロ　当社が，１需要場所において，供給時間帯ごとに，それぞれの契約者に分割接続供給を行なう形態

(3)　振替供給の場合，当社は，原則として，あらかじめ定めた発電契約者または電力広域的運営推進機関が定めた発電契約者（発電契約者が複数ある場合は，同一の一般送配電事業者または同一の配電事業者と発電量調整供給契約を締結するものといたします。）および１供給地点（当社以外の一般送配電事業者または配電事業者との接続供給契約ごとに１供給地点とみなします。）について，１振替供給契約を結びます。

(4)　発電量調整供給の場合，当社は，原則として，あらかじめ定めた発電場所（発電場所が複数ある場合は，同一の一般送配電事業者の供給設備に接続するものといたします。）および発電バランシンググループについて，１発電量調整供給契約を結びます。また，当社は，当社が特定契約を締結している場合（発電契約者が発電者との間で電力受給に関する契約を締結している場合を除きます。）を除き，原則として，あらかじめ定めた発電場所について，１系統連系受電契約を結びます。

なお，低圧の受電地点に係る発電場所および当社または当社の供給区域で事業を営む配電事業者が指定する系統運用上必要な調整機能を有する発電設備等であって別途当社または当社の供給区域で事業を営む配電事業者と調整に関する契約を締結する設備（極短周期成分に対応する周波数制御用の調整機能のみを提供する場合を除きます。以下「調整電源」といいます。）に該当する発電場所は，原則として１発電バランシンググループに属するものといたします。この場合，調整電源に該当する発電場所は，原則として発電場所ごとに発電バランシンググループを設定していただきます。

また，再生可能エネルギー発電設備（再生可能エネルギー特別措置法第２条第２項に定める再生可能エネルギー発電設備をいいます。ただし，特定契約により再生可能エネルギー電気を供給する事業に係る発電設備等に限ります。）の受電地点に係る発電場所が発電バランシンググループに含まれる場合は，次のとおりといたします。

イ　附則４（発電量調整供給契約についての特別措置〔再生可能エネルギー発電設備〕）(5)または(6)に該当する場合で，インバランスリスク単価（再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則〔以下「再生可能エネルギー特別措置法施行規則」といいます。〕に定めるインバランスリスクに係る単価をいいます。）が異なる再生可能エネルギー発電設備をあわせて使用されるときは，同一の特定契約に係って受電する電気のみに係る発電バランシンググループ（以下「特例発電バランシンググループ」といいます。）に含まれる再生可能エネルギー発電設備に適用されるインバランスリスク単価が同一となるように特例発電バランシンググループを設定していただきます。

ロ　附則４（発電量調整供給契約についての特別措置〔再生可能エネルギー発電設備〕）(5)の適用を受ける再生可能エネルギー発電設備の受電地点に係る発電場所は，原則として発電量調整受電計画差対応補給電力料金単価等が異なる複数のバランシンググループに属することはできないものといたします。

ハ　当社または特定送配電事業者の再生可能エネルギー電気卸供給約款にもとづき指定した再生可能エネルギー発電設備から電気を調達する場合，当社または特定送配電事業者の再生可能エネルギー電気卸供給約款にもとづき指定した再生可能エネルギー発電設備とそれ以外の再生可能エネルギー発電設備とが共に含まれないように発電バランシンググループを設定していただきます。この場合，再生可能エネルギー電気卸供給約款に係る発電場所は，１発電量調整供給契約に属するものといたします。

(5)　需要抑制量調整供給の場合，当社は，原則として，あらかじめ定めた需要場所（ただし，需要場所が複数ある場合は，同一の一般送配電事業者の供給設備に接続するものといたします。また，分割接続供給の場合は，当該需要場所に係る接続供給契約といたします。）および需要抑制バランシンググループについて，１需要抑制量調整供給契約を結びます。

なお，低圧で電気の供給を受ける需要場所および当社または当社の供給区域で事業を営む配電事業者が指定する系統安定上必要な調整機能を有する負荷設備であって別途当社または当社の供給区域で事業を営む配電事業者と調整に関する契約を締結する設備（極短周期成分に対応する周波数制御用の調整機能のみを提供する場合を除きます。以下「調整負荷」といいます。）に該当する需要場所は，１需要抑制バランシンググループに属するものといたします。

また，需要抑制契約者が１需要抑制バランシンググループに係る需要場所を複

数とすることを希望される場合は，需要者と電力需給に関する契約等を締結している契約者が同一で，かつ，需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量および需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量の算定方法となる 31（電力および電力量の算定）(14)イまたはロが同一となるように需要抑制バランシンググループを設定していただきます。この場合，当該需要場所は複数の需要抑制バランシンググループに属することはできないものといたします。

16　承諾の限界

当社は，法令，電気の需給状況，供給設備の状況，用地事情ならびに料金，この約款によって支払いを要することとなった料金以外の債務（延滞利息，保証金，契約超過金，違約金，工事費負担金その他この約款から生ずる金銭債務〔以下「料金以外の債務」といいます。〕といたします。）および当社と締結する他の契約にもとづく料金等の金銭債務の支払状況その他によってやむをえない場合には，接続供給契約，振替供給契約，発電量調整供給契約，系統連系受電契約または需要抑制量調整供給契約の申込みの全部または一部をお断りすることがあります。この場合は，その理由を契約者，発電契約者，発電者または需要抑制契約者にお知らせいたします。

17　契約書の作成

当社は，契約者，発電契約者または需要抑制契約者との間で，原則として託送供給または電力量調整供給の開始前に，託送供給または電力量調整供給に関する必要な事項について，契約書（当社所定の様式によります。）を作成いたします。

Ⅲ 料　　金

18 料金

料金は，次のとおりといたします。

(1) 契約者に係る料金

イ　契約者に係る料金は，ロによって算定された日程等別料金，24（接続対象計画差対応電力）によって算定された接続対象計画差対応補給電力料金および接続対象計画差対応余剰電力料金ならびに 26（給電指令時補給電力）(1)によって算定された給電指令時補給電力料金といたします。

ロ　日程等別料金は，19（接続送電サービス）によって算定された接続送電サービス料金，20（臨時接続送電サービス）によって算定された臨時接続送電サービス料金および 21（予備送電サービス）によって算定された予備送電サービス料金（以下「送電サービス料金」といいます。ただし，分割接続供給の場合は，33（料金の算定）(12)，(13)または(14)にもとづき料金の調整を行ないます。）のうち，(ｲ)，(ﾛ)，(ﾊ)，(ﾆ)，(ﾎ)，(ﾍ)または(ﾄ)に定める日が同一となるもの（この場合，当該同一となる日を以下「供給側料金算定日」といいます。）を合計して算定いたします。

(ｲ) 検針日

(ﾛ) 電灯定額接続送電サービス，電灯臨時定額接続送電サービスおよび動力臨時定額接続送電サービス（以下「定額接続送電サービス」といいます。）の場合または 31（電力および電力量の算定）(27)の場合，その供給地点の属する検針区域の検針日

(ﾊ) 電灯臨時定額接続送電サービスまたは動力臨時定額接続送電サービスで応当日（その供給地点を新たに設定した日に対応する日をいいます。）にもとづき料金算定期間を定める場合，応当日

(ﾆ) 28（検針日）(5)の場合，実際に検針を行なった日

(ﾎ) 契約者が供給地点を消滅させる場合，消滅日（特別の事情があり，その供給地点の消滅日以降に計量値の確認を行なった場合は，その日といたします。）

(ﾍ) 31（電力および電力量の算定）(31)の場合，電力量または最大需要電力等が協議によって定められた日

(ﾄ) 当社が分割接続供給を行なう供給地点において，いずれかの契約者に係る

接続供給契約が消滅した場合，消滅日（特別の事情があり，その接続供給契約の消滅日以降に計量値の確認を行なった場合は，その日といたします。）

(2) 発電契約者に係る料金

発電契約者に係る料金は，23（発電量調整受電計画差対応電力）によって算定された発電量調整受電計画差対応補給電力料金および発電量調整受電計画差対応余剰電力料金ならびに 26（給電指令時補給電力）(2)によって算定された給電指令時補給電力料金といたします。

(3) 発電者に係る料金

イ　発電者に係る料金は，ロによって算定された系統連系受電サービス料金といたします。

ロ　系統連系受電サービス料金は，22（系統連系受電サービス）によって，(ｲ)，(ﾛ)，(ﾊ)または(ﾆ)に定める日（以下「受電側料金算定日」といいます。）に算定いたします。

(ｲ) 検針日

(ﾛ) 28（検針日）(5)の場合，実際に検針を行なった日

(ﾊ) 発電契約者が受電地点を消滅させる場合，消滅日（特別の事情があり，その受電地点の消滅日以降に計量値の確認を行なった場合は，その日といたします。）

(ﾆ) 31（電力および電力量の算定）(31)の場合，電力量または最大連系電力等が協議によって定められた日

ただし，その１月の発電設備等に係る供給地点における供給側料金算定日が受電側料金算定日の翌日以降となる場合は供給側料金算定日を受電側料金算定日といたします。

(4) 需要抑制契約者に係る料金

需要抑制契約者に係る料金は，25（需要抑制量調整受電計画差対応電力）によって算定された需要抑制量調整受電計画差対応補給電力料金および需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力料金といたします。

19　接続送電サービス

(1) 適用範囲

小売電気事業，特定送配電事業または自己等への電気の供給の用に供する電気に適用いたします。

(2) 接続送電サービス契約電力等

電灯定額接続送電サービスの適用を受ける場合を除き，接続送電サービス契約電力，接続送電サービス契約電流または接続送電サービス契約容量は，次によって供給地点ごとに定めます。

なお，分割接続供給の場合は，それぞれの契約者に係る接続送電サービス契約電力とあわせて，33（料金の算定）(12)にもとづき料金の調整を行なうために，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用したときの接続送電サービス契約電力を定めます。

イ　低圧で供給する場合，または高圧で供給する場合で，接続送電サービス契約電力（分割接続供給の場合は，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用したときの接続送電サービス契約電力といたします。）が５００キロワット未満となるとき。

(ｲ) 各月の接続送電サービス契約電力は，次の場合を除き，その１月の最大需要電力等と前１１月の最大需要電力等のうち，いずれか大きい値といたします。

ａ　新たに接続送電サービスを使用される場合は，料金適用開始の日以降１２月の期間の各月の接続送電サービス契約電力は，その１月の最大需要電力等と料金適用開始の日から前月までの最大需要電力等のうち，いずれか大きい値といたします。ただし，新たに接続送電サービスを使用される前から引き続き当社の供給設備を利用される場合には，新たに接続送電サービスを使用される前の電気の供給は，接続送電サービス契約電力の決定上，接続送電サービスによって受けた供給とみなします。

ｂ　需要場所における受電設備を増加される場合等で，増加された日を含む１月の増加された日以降の期間の最大需要電力等の値がその１月の増加された日の前日までの期間の最大需要電力等と前１１月の最大需要電力等のうちいずれか大きい値を上回るときは，その１月の増加された日の前日までの期間の接続送電サービス契約電力は，その期間の最大需要電力等と前１１月の最大需要電力等のうちいずれか大きい値とし，その１月の増加された日以降の期間の接続送電サービス契約電力は，その期間の最大需要電力等の値といたします。

ｃ　需要場所における受電設備を減少される場合等で，１年を通じての最大需要電力等が減少することが明らかなときは，減少された日を含む１月の

減少された日の前日までの期間の接続送電サービス契約電力は，その期間の最大需要電力等と前１１月の最大需要電力等のうちいずれか大きい値とし，減少された日以降１２月の期間の各月の接続送電サービス契約電力（減少された日を含む１月の減少された日以降の期間については，その期間の接続送電サービス契約電力といたします。）は，需要場所における負荷設備および受電設備の内容，１年間を通じての最大の負荷，同一業種の負荷率，操業度等を基準として，契約者と当社との協議によって定めた値といたします。ただし，減少された日以降１２月の期間で，その１月の最大需要電力等と減少された日から前月までの最大需要電力等のうちいずれか大きい値が契約者と当社との協議によって定めた値を上回る場合（減少された日を含む１月の減少された日以降の期間については，その期間の最大需要電力等の値が契約者と当社との協議によって定めた値を上回る場合といたします。）は，接続送電サービス契約電力は，その上回る最大需要電力等の値といたします。

(ﾛ) 低圧で供給する場合で，契約者が電灯または小型機器を使用する需要者に供給し，かつ，契約者が希望されるときは，(ｲ)にかかわらず，次により，接続送電サービス契約電流または接続送電サービス契約容量（６キロボルトアンペア以上となるときに限ります。）を定め，接続送電サービス契約電力に代えて適用いたします。

a　接続送電サービス契約電流

(a) 接続送電サービス契約電流は，５アンペア，１０アンペア，１５アンペア，２０アンペア，３０アンペア，４０アンペア，５０アンペアまたは６０アンペアのいずれかとし，契約者の申出によって定めます。

(b) 当社は，接続送電サービス契約電流に応じて電流制限器その他の適当な装置（以下「電流制限器等」といいます。）または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし，契約者または需要者において使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が接続送電サービス契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には，当社は，電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。

b　接続送電サービス契約容量

接続送電サービス契約容量は，契約主開閉器の定格電流にもとづき，別

表３（契約電力および契約容量の算定方法）により算定された値といたします。この場合，あらかじめ契約主開閉器を設定していただきます。

なお，当社は，契約主開閉器が制限できる電流を，必要に応じて確認いたします。

(ﾊ) 低圧で供給する場合で，契約者が動力を使用する需要者に供給し，かつ，契約者が希望されるときの接続送電サービス契約電力は，(ｲ)にかかわらず，契約主開閉器の定格電流にもとづき，別表３（契約電力および契約容量の算定方法）により算定された値といたします。この場合，あらかじめ契約主開閉器を設定していただきます。

なお，当社は，契約主開閉器が制限できる電流を，必要に応じて確認いたします。

(ﾆ) (ｲ)の適用後１年に満たない場合は，(ﾛ)または(ﾊ)を適用いたしません。また，(ﾛ)または(ﾊ)の適用後１年に満たない場合は，(ｲ)を適用いたしません。

(ﾎ) 需要場所における主開閉器（低圧で供給する場合に限ります。），負荷設備または受電設備を変更される場合は，52（契約の変更）に準じて，あらかじめ申し出ていただきます。

(ﾍ) 分割接続供給の場合におけるそれぞれの契約者に係る接続送電サービス契約電力は，次のとおりといたします。

a　15（供給および契約の単位）(2)イにより当社が分割接続供給を行なう場合

非需要追随供給者に係る接続送電サービス契約電力は，双方の契約者と当社との協議によって定め，需要追随供給者に係る接続送電サービス契約電力は，31（電力および電力量の算定）(19)ロ(ｲ)または(ﾛ)で定める最大需要電力等を用いて，イ(ｲ)に準じて定めます。

b　15（供給および契約の単位）(2)ロにより当社が分割接続供給を行なう場合

それぞれの契約者に係る接続送電サービス契約電力は，31（電力および電力量の算定）(19)ロ(ﾊ)で定める最大需要電力等を用いて，イ(ｲ)に準じて定めます。

ロ　高圧で供給する場合で，接続送電サービス契約電力（分割接続供給の場合は，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用したときの接続送電サービス契約電力といたします。）が５００キロワット以上のときまたは特別高圧で供給す

る場合

接続送電サービス契約電力は，需要場所における負荷設備および受電設備の内容，１年間を通じての最大の負荷，同一業種の負荷率，操業度等を基準として，契約者と当社との協議によって定めます。

なお，新たに接続送電サービスを使用される場合等で，適当と認められるときは，使用開始の日から１年間については，接続送電サービス契約電力がてい増する場合に限り，段階的に定めることがあります。この場合には，電気の使用計画を文書により申し出ていただきます。

また，分割接続供給の場合におけるそれぞれの契約者に係る接続送電サービス契約電力は，それぞれの契約者と当社との協議によって定めます。

ハ　イ(ｲ)により接続送電サービス契約電力を定めている供給地点について，最大需要電力等が５００キロワット以上となる場合は，接続送電サービス契約電力をロによってすみやかに定めることとし，それまでの間の接続送電サービス契約電力は，イ(ｲ)によって定めます。

ニ　高圧または特別高圧で供給する場合で，需要者の発電設備の検査，補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気をあわせて供給するときの接続送電サービス契約電力は，イ，ロまたはハにかかわらず，当該供給分以外の供給分につきイ，ロまたはハに準じて定めた値に，原則として需要者の発電設備の容量を基準として，契約者と当社との協議によって定めた値を加えたものといたします。

なお，当該供給分以外の供給分についてイ(ｲ)に準ずる場合で，需要場所における負荷設備または受電設備を変更されるときは，52（契約の変更）に準じて，あらかじめ申し出ていただきます。

また，分割接続供給の場合で，需要者の発電設備の検査，補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気をあわせて供給するときは，原則として，次のとおりといたします。

(ｲ) 15（供給および契約の単位）(2)イにより当社が分割接続供給を行なう場合

当該不足電力の補給にあてるための電気の供給は，需要追随供給者へ行なうものといたします。この場合，需要追随供給者に係る接続送電サービス契約電力は，イ，ロまたはハにかかわらず，当該供給分以外の供給分につきイ，ロまたはハに準じて定めた値に，需要者の発電設備の容量を基準として，需要追随供給者と当社との協議によって定めた値を加えたものといたします。

(ﾛ) 15（供給および契約の単位）(2)ロにより当社が分割接続供給を行なう場合

当該不足電力の補給にあてるための電気の供給は，双方の契約者へ行なうものといたします。この場合，双方の契約者に係る接続送電サービス契約電力は，イ，ロまたはハにかかわらず，当該供給分以外の供給分につきイ，ロまたはハに準じて定めた値に，需要者の発電設備の容量を基準として，それぞれの契約者と当社との協議によって定めた値（双方の契約者に係る接続送電サービスにおいて，同じ値といたします。）を加えたものといたします。

(3) 接続送電サービス料金

接続送電サービス料金は，供給地点ごとに，供給電圧および接続送電サービスの種別に応じて，次の各項により算定いたします。ただし，１供給地点につき２以上の接続送電サービスをあわせて契約する場合または１接続送電サービスにつき２以上の供給地点となる場合の接続送電サービス料金は，接続送電サービスごとに算定いたします。

なお，分割接続供給の場合は，それぞれの契約者に係る接続送電サービス料金とあわせて，33（料金の算定）(12)にもとづき料金の調整を行なうために，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用したときの接続送電サービス料金を算定いたします。

イ　低圧で供給する場合

(ｲ) 電灯定額接続送電サービス

a　適用範囲

契約者が電灯または小型機器を使用する需要者に供給する場合で，その総容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，各契約負荷設備ごとに別表４〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）が４００ボルトアンペア以下であるときに適用いたします。

b　供給電気方式および供給電圧

供給電気方式および供給電圧は，交流単相２線式標準電圧１００ボルトまたは２００ボルトといたします。ただし，特別の事情がある場合には，交流単相３線式標準電圧１００ボルトおよび２００ボルトとすることがあります。

c　契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

d　接続送電サービス料金

接続送電サービス料金は，電灯料金および小型機器料金の合計といたします。ただし，電灯料金または小型機器料金は，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表５（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表５（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

(a) 電灯料金

ⅰ　電灯料金は，各契約負荷設備ごとに１月につき次のとおりといたします。

10 ﾜｯﾄまでの１灯につき	３５円０４銭
10 ﾜｯﾄをこえ 20 ﾜｯﾄまでの１灯につき	７０円０７銭
20 ﾜｯﾄをこえ 40 ﾜｯﾄまでの１灯につき	１４０円１４銭
40 ﾜｯﾄをこえ 60 ﾜｯﾄまでの１灯につき	２１０円２０銭
60 ﾜｯﾄをこえ 100 ﾜｯﾄまでの１灯につき	３５０円３４銭
100 ﾜｯﾄをこえる１灯につき 100 ﾜｯﾄまでごとに	３５０円３４銭

ⅱ　ネオン管灯，けい光灯，水銀灯等は，管灯および付属装置を一括して容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，別表４〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）を算定し，その容量につき１ボルトアンペアを１ワットとみなして電灯料金を適用いたします。

ⅲ　多灯式けい光灯等は，その合計によって容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，別表４〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）を算定し，その容量につき１ボルトアンペアを１ワットとみなして電灯料金を適用いたします。

(b) 小型機器料金

小型機器料金は，各契約負荷設備ごとにその容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，別表４〔負荷設備の入力換算容

量〕によって換算するものといたします。）に応じ１月につき次のとおりといたします。

50ﾎﾞﾙﾄｱﾝﾍﾟｱまでの１機器につき	１０４円６４銭
50ﾎﾞﾙﾄｱﾝﾍﾟｱをこえ 100ﾎﾞﾙﾄｱﾝﾍﾟｱまでの１機器につき	２０９円２９銭
100ﾎﾞﾙﾄｱﾝﾍﾟｱをこえる１機器につき 100ﾎﾞﾙﾄｱﾝﾍﾟｱまでごとに	２０９円２９銭

e　その他

特別の事情がある場合は，契約者と当社との協議によって，(ﾛ) a (c)，(ﾊ) a または(ﾆ) a にかかわらず，電灯標準接続送電サービス，電灯時間帯別接続送電サービスまたは電灯従量接続送電サービス（自己等への電気の供給の用に供する接続供給の場合に限ります。）を適用することがあります。

(ﾛ) 電灯標準接続送電サービス

a　適用範囲

契約者が電灯または小型機器を使用する需要者に供給する場合で，次のいずれにも該当するときに適用いたします。

(a)　(2)イ(ｲ)により接続送電サービス契約電力を定める場合は接続送電サービス契約電力が原則として５０キロワット未満であり，(2)イ(ﾛ) b により接続送電サービス契約容量を定める場合は接続送電サービス契約容量が原則として５０キロボルトアンペア未満であること。

(b)　１需要場所において，動力標準接続送電サービス，動力時間帯別接続送電サービスまたは動力従量接続送電サービスとあわせて契約する場合は，接続送電サービス契約電力の合計または接続送電サービス契約電力と接続送電サービス契約電流もしくは接続送電サービス契約容量との合計（この場合，１０アンペアおよび１キロボルトアンペアを１キロワットとみなします。）が原則として５０キロワット未満であること。

(c) 電灯定額接続送電サービスを適用できないこと。

ただし，契約者が希望され，かつ，電気の使用状態，当社の供給設備の状況等から当社が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めた場合は，(a)および(c)に該当し，かつ，(b)の接続送電サービス契約電力の合

計または接続送電サービス契約電力と接続送電サービス契約電流もしくは接続送電サービス契約容量との合計（この場合，１０アンペアおよび１キロボルトアンペアを１キロワットとみなします。）が５０キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合，当社は，需要者の土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

b　供給電気方式および供給電圧

供給電気方式および供給電圧は，交流単相２線式標準電圧１００ボルトもしくは２００ボルトまたは交流単相３線式標準電圧１００ボルトおよび２００ボルトといたします。ただし，技術上やむをえない場合には，交流３相３線式標準電圧２００ボルトとすることがあります。

c　接続送電サービス料金

接続送電サービス料金は，基本料金および電力量料金の合計といたします。ただし，電力量料金は，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表５（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ヘによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表５（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ヘによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

(a) 基本料金

基本料金は，１月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。

i　(2)イ(ｲ)により接続送電サービス契約電力を定める場合

接続送電ｻｰﾋﾞｽ契約電力１ｷﾛﾜｯﾄにつき	２４２円００銭

ただし，接続送電サービス契約電力が０．５キロワットの場合の基本料金は，接続送電サービス契約電力が１キロワットの場合の基本料金の半額といたします。

ii　(2)イ(ﾛ)により接続送電サービス契約電流または接続送電サービス契約容量を定める場合

接続送電ｻｰﾋﾞｽ契約容量１ｷﾛﾎﾞﾙﾄｱﾝﾍﾟｱにつき	１９２円５０銭

ただし，(2)イ(ﾛ) a により接続送電サービス契約電流を定める場合は，基本料金の算定上，１０アンペアを１キロボルトアンペアとみなします。また，接続送電サービス契約電流が５アンペアまたは１５アンペアの場合の基本料金は，次のとおりといたします。

接続送電ｻｰﾋﾞｽ契約電流 5 ｱﾝﾍﾟｱ	９６円２５銭
接続送電ｻｰﾋﾞｽ契約電流 15 ｱﾝﾍﾟｱ	２８８円７５銭

(b) 電力量料金

電力量料金は，その１月の接続供給電力量によって算定いたします。

1 ｷﾛﾜｯﾄ時につき	６円８３銭

(ﾊ) 電灯時間帯別接続送電サービス

a　適用範囲

(ﾛ) a の適用範囲に該当し，契約者が希望される場合に適用いたします。

b　供給電気方式および供給電圧

供給電気方式および供給電圧は，交流単相２線式標準電圧１００ボルトもしくは２００ボルトまたは交流単相３線式標準電圧１００ボルトおよび２００ボルトといたします。ただし，技術上やむをえない場合には，交流３相３線式標準電圧２００ボルトとすることがあります。

c　接続送電サービス料金

接続送電サービス料金は，基本料金および電力量料金の合計といたします。ただし，電力量料金は，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表５（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ヘによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表５（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ヘによって算定された離島ユニバ

ーサルサービス調整額を加えたものといたします。

(a) 基本料金

基本料金は，1月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。

ⅰ (2)イ(ｲ)により接続送電サービス契約電力を定める場合

接続送電ｻｰﾋﾞｽ契約電力1ｷﾛﾜｯﾄにつき	２４２円００銭

ただし，接続送電サービス契約電力が０．５キロワットの場合の基本料金は，接続送電サービス契約電力が１キロワットの場合の基本料金の半額といたします。

ⅱ (2)イ(ﾛ)により接続送電サービス契約電流または接続送電サービス契約容量を定める場合

接続送電ｻｰﾋﾞｽ契約容量1ｷﾛﾎﾞﾙﾄｱﾝﾍﾟｱにつき	１９２円５０銭

ただし，(2)イ(ﾛ) a により接続送電サービス契約電流を定める場合は，基本料金の算定上，１０アンペアを１キロボルトアンペアとみなします。また，接続送電サービス契約電流が５アンペアまたは１５アンペアの場合の基本料金は，次のとおりといたします。

接続送電ｻｰﾋﾞｽ契約電流5ｱﾝﾍﾟｱ	９６円２５銭
接続送電ｻｰﾋﾞｽ契約電流15ｱﾝﾍﾟｱ	２８８円７５銭

(b) 電力量料金

電力量料金は，その１月の時間帯別の接続供給電力量によって算定いたします。

ⅰ 昼間時間

1ｷﾛﾜｯﾄ時につき	７円１６銭

ⅱ 夜間時間

1ｷﾛﾜｯﾄ時につき	６円４５銭

(ﾆ) 電灯従量接続送電サービス

a 適用範囲

(ﾛ) a の適用範囲に該当し，自己等への電気の供給の用に供する接続供給の場合で，契約者が希望されるときに適用いたします。

b　供給電気方式および供給電圧

供給電気方式および供給電圧は，交流単相２線式標準電圧１００ボルトもしくは２００ボルトまたは交流単相３線式標準電圧１００ボルトおよび２００ボルトといたします。ただし，技術上やむをえない場合には，交流３相３線式標準電圧２００ボルトとすることがあります。

c　接続送電サービス料金

接続送電サービス料金は，その１月の接続供給電力量によって算定いたします。ただし，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表５（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表５（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

１ｷﾛﾜｯﾄ時につき	１０円８０銭

(ﾎ) 動力標準接続送電サービス

a　適用範囲

契約者が動力を使用する需要者に供給する場合で，次のいずれにも該当するときに適用いたします。

(a)　接続送電サービス契約電力が原則として５０キロワット未満であること。

(b)　１需要場所において，電灯標準接続送電サービス，電灯時間帯別接続送電サービスまたは電灯従量接続送電サービスとあわせて契約する場合は，接続送電サービス契約電力の合計または接続送電サービス契約電力と接続送電サービス契約電流もしくは接続送電サービス契約容量との合計（この場合，１０アンペアおよび１キロボルトアンペアを１キロワットとみなします。）が原則として５０キロワット未満であること。

ただし，契約者が希望され，かつ，電気の使用状態，当社の供給設備の状況等から当社が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めた場合は，(a)に該当し，かつ，(b)の接続送電サービス契約電力の合計または接続送電サービス契約電力と接続送電サービス契約電流もしくは接続送電サービス契約容量との合計（この場合，１０アンペアおよび１キロボルトアンペアを１キロワットとみなします。）が５０キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合，当社は，需要者の土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

b　供給電気方式および供給電圧

供給電気方式および供給電圧は，交流３相３線式標準電圧２００ボルトといたします。ただし，技術上やむをえない場合には，交流単相２線式標準電圧１００ボルトもしくは２００ボルトまたは交流単相３線式標準電圧１００ボルトおよび２００ボルトとすることがあります。

c　接続送電サービス料金

接続送電サービス料金は，基本料金および電力量料金の合計といたします。ただし，電力量料金は，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表５（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ヘによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表５（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ヘによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

(a) 基本料金

基本料金は，１月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。

i　(2)イ(ｲ)により接続送電サービス契約電力を定める場合

接続送電ｻｰﾋﾞｽ契約電力１ｷﾛﾜｯﾄにつき	５３９円００銭

ただし，接続送電サービス契約電力が０．５キロワットの場合の基本料金は，接続送電サービス契約電力が１キロワットの場合の基本料

金の半額といたします。

ii　(2)イ(ハ)により接続送電サービス契約電力を定める場合

接続送電ｻｰﾋﾞｽ契約電力１ｷﾛﾜｯﾄにつき	３９６円００銭

ただし，接続送電サービス契約電力が０．５キロワットの場合の基本料金は，接続送電サービス契約電力が１キロワットの場合の基本料金の半額といたします。

(b) 電力量料金

電力量料金は，その１月の接続供給電力量によって算定いたします。

１ｷﾛﾜｯﾄ時につき	４円６９銭

(c) その他

接続供給電力量が僅少であるため計量できないことが見込まれる場合等特別の事情がある場合で，当社が適当と認めるときは，基本料金のみといたします。

d　その他

変圧器，発電設備等その他を介して，電灯または小型機器を使用することはできません。

(ヘ) 動力時間帯別接続送電サービス

a　適用範囲

(ホ) a の適用範囲に該当し，契約者が希望される場合に適用いたします。

b　供給電気方式および供給電圧

供給電気方式および供給電圧は，交流３相３線式標準電圧２００ボルトといたします。ただし，技術上やむをえない場合には，交流単相２線式標準電圧１００ボルトもしくは２００ボルトまたは交流単相３線式標準電圧１００ボルトおよび２００ボルトとすることがあります。

c　接続送電サービス料金

接続送電サービス料金は，基本料金および電力量料金の合計といたします。ただし，電力量料金は，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表５（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ヘによって算定された離島ユニバーサルサ

ービス調整額を差し引いたものとし，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表５（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ヘによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

(a) 基本料金

基本料金は，１月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。

ⅰ (2)イ(ｲ)により接続送電サービス契約電力を定める場合

接続送電ｻｰﾋﾞｽ契約電力１ｷﾛﾜｯﾄにつき	５３９円００銭

ただし，接続送電サービス契約電力が０．５キロワットの場合の基本料金は，接続送電サービス契約電力が１キロワットの場合の基本料金の半額といたします。

ⅱ (2)イ(ﾊ)により接続送電サービス契約電力を定める場合

接続送電ｻｰﾋﾞｽ契約電力１ｷﾛﾜｯﾄにつき	３９６円００銭

ただし，接続送電サービス契約電力が０．５キロワットの場合の基本料金は，接続送電サービス契約電力が１キロワットの場合の基本料金の半額といたします。

(b) 電力量料金

電力量料金は，その１月の時間帯別の接続供給電力量によって算定いたします。

ⅰ 昼間時間

１ｷﾛﾜｯﾄ時につき	４円９０銭

ⅱ 夜間時間

１ｷﾛﾜｯﾄ時につき	４円４３銭

(c) その他

接続供給電力量が僅少であるため計量できないことが見込まれる場合等特別の事情がある場合で，当社が適当と認めるときは，基本料金のみ

といたします。

d　その他

変圧器，発電設備等その他を介して，電灯または小型機器を使用することはできません。

(ﾄ) 動力従量接続送電サービス

a　適用範囲

(ﾎ) a の適用範囲に該当し，自己等への電気の供給の用に供する接続供給の場合で，契約者が希望されるときに適用いたします。

b　供給電気方式および供給電圧

供給電気方式および供給電圧は，交流３相３線式標準電圧２００ボルトといたします。ただし，技術上やむをえない場合には，交流単相２線式標準電圧１００ボルトもしくは２００ボルトまたは交流単相３線式標準電圧１００ボルトおよび２００ボルトとすることがあります。

c　接続送電サービス料金

接続送電サービス料金は，その１月の接続供給電力量によって算定いたします。ただし，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表５（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表５（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

１ｷﾛﾜｯﾄ時につき	１３円５２銭

d　その他

変圧器，発電設備等その他を介して，電灯または小型機器を使用することはできません。

ロ　高圧で供給する場合

(ｲ) 高圧標準接続送電サービス

a　適用範囲

接続送電サービス契約電力（分割接続供給の場合は，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用したときの接続送電サービス契約電力といたします。）が原則として５０キロワット以上であり，かつ，２，０００キロワット未満である場合に適用いたします。ただし，特別の事情がある場合で，契約者の希望があるときは，接続送電サービス契約電力が５０キロワット未満である場合についても適用することがあります。

b　供給電気方式および供給電圧

供給電気方式および供給電圧は，交流３相３線式標準電圧６，０００ボルトといたします。

c　接続送電サービス料金

接続送電サービス料金は，基本料金および電力量料金の合計といたします。ただし，基本料金は，ニによって力率割引または割増しをする場合は，力率割引または割増しをしたものといたします。また，電力量料金は，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表５（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ヘによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表５（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ヘによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

(a) 基本料金

基本料金は，１月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合（予備送電サービスによって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は，半額といたします。また，当社が分割接続供給を行なう供給地点において，33（料金の算定）(12)にもとづき料金の調整を行なうために算定する，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービスの基本料金は，双方の契約者に係る接続送電サービスにおいて，まったく電気を使用しないとき（予備送電サービスによって電気を使用したときを除きます。）に限り，半額といたします。

なお，(2)ニによって接続送電サービス契約電力を定める供給地点において電気を使用された場合で，需要者の発電設備の検査，補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気をまったく使用しないときは，当該供給分に相当する基本料金は，半額といたします。ただし，当社が分割接続供給を行なう供給地点において，33（料金の算定）(12)にもとづき料金の調整を行なうために算定する，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービスにおける当該供給分に相当する基本料金は，双方の契約者に係る接続送電サービスにおいて，需要者の発電設備の検査，補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気をまったく使用しないときに限り，半額といたします。

また，その１月に前月から継続して需要者の発電設備の検査，補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気の供給を受けた期間がある場合で，その期間が前月の当該電気の供給を受けなかった期間を上回らないときは，その期間における当該電気の供給は，前月におけるものとみなします。

接続送電ｻｰﾋﾞｽ契約電力１ｷﾛﾜｯﾄにつき	７４８円００銭

(b) 電力量料金

電力量料金は，その１月の接続供給電力量によって算定いたします。

１ｷﾛﾜｯﾄ時につき	１円７６銭

(ﾛ) 高圧時間帯別接続送電サービス

a　適用範囲

(ｲ) a の適用範囲に該当し，契約者が希望される場合に適用いたします。

b　供給電気方式および供給電圧

供給電気方式および供給電圧は，交流３相３線式標準電圧６，０００ボルトといたします。

c　接続送電サービス料金

接続送電サービス料金は，基本料金および電力量料金の合計といたします。ただし，基本料金は，ニによって力率割引または割増しをする場合は，

力率割引または割増しをしたものといたします。また，電力量料金は，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表５（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表５（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

(a) 基本料金

基本料金は，１月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合（予備送電サービスによって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は，半額といたします。また，当社が分割接続供給を行なう供給地点において，33 (料金の算定) (12)にもとづき料金の調整を行なうために算定する，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービスの基本料金は，双方の契約者に係る接続送電サービスにおいて，まったく電気を使用しないとき（予備送電サービスによって電気を使用したときを除きます。）に限り，半額といたします。

なお，(2)ニによって接続送電サービス契約電力を定める供給地点において電気を使用された場合で，需要者の発電設備の検査，補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気をまったく使用しないときは，当該供給分に相当する基本料金は，半額といたします。ただし，当社が分割接続供給を行なう供給地点において，33 (料金の算定) (12)にもとづき料金の調整を行なうために算定する，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービスにおける当該供給分に相当する基本料金は，双方の契約者に係る接続送電サービスにおいて，需要者の発電設備の検査，補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気をまったく使用しないときに限り，半額といたします。

また，その１月に前月から継続して需要者の発電設備の検査，補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気の供給を受けた期間がある場合で，その期間が前月の当該電気の供給を受けなかった期間を上回らないときは，その期間における当該電気の供給は，前月におけるものとみなします。

接続送電ｻｰﾋﾞｽ契約電力１ｷﾛﾜｯﾄにつき	７４８円００銭

(b) 電力量料金

電力量料金は，その１月の時間帯別の接続供給電力量によって算定いたします。

ⅰ　昼間時間

１ｷﾛﾜｯﾄ時につき	１円８８銭

ⅱ　夜間時間

１ｷﾛﾜｯﾄ時につき	１円６６銭

(ﾊ) 高圧従量接続送電サービス

a　適用範囲

(ｲ) a の適用範囲に該当し，自己等への電気の供給の用に供する接続供給の場合で，契約者が希望されるときに適用いたします。

b　供給電気方式および供給電圧

供給電気方式および供給電圧は，交流３相３線式標準電圧６，０００ボルトといたします。

c　接続送電サービス料金

接続送電サービス料金は，その１月の接続供給電力量によって算定いたします。ただし，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表５（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ヘによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表５（離島ユニバーサルサービ

ス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

１ｷﾛﾜｯﾄ時につき	１４円０３銭

ハ　特別高圧で供給する場合

(ｲ) 特別高圧標準接続送電サービス

a　適用範囲

接続送電サービス契約電力（分割接続供給の場合は，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用したときの接続送電サービス契約電力といたします。）が原則として２，０００キロワット以上である場合に適用いたします。

b　供給電気方式および供給電圧

供給電気方式は，交流３相３線式とし，供給電圧は，接続送電サービス契約電力（分割接続供給の場合は，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用したときの接続送電サービス契約電力といたします。）に応じて次のとおりといたします。

接続送電ｻｰﾋﾞｽ契約電力 10,000 ｷﾛﾜｯﾄ未満	標準電圧 20,000 ﾎﾞﾙﾄ または 30,000 ﾎﾞﾙﾄ
接続送電ｻｰﾋﾞｽ契約電力 10,000 ｷﾛﾜｯﾄ以上 50,000 ｷﾛﾜｯﾄ未満	標準電圧 60,000 ﾎﾞﾙﾄ または 70,000 ﾎﾞﾙﾄ
接続送電ｻｰﾋﾞｽ契約電力 50,000 ｷﾛﾜｯﾄ以上	標準電圧 140,000 ﾎﾞﾙﾄ

c　接続送電サービス料金

接続送電サービス料金は，基本料金および電力量料金の合計といたします。ただし，基本料金は，ニによって力率割引または割増しをする場合は，力率割引または割増しをしたものといたします。また，電力量料金は，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表５（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものと

し，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表５（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

(a) 基本料金

基本料金は，１月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合（予備送電サービスによって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は，半額といたします。また，当社が分割接続供給を行なう供給地点において，33（料金の算定）(12)にもとづき料金の調整を行なうために算定する，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービスの基本料金は，双方の契約者に係る接続送電サービスにおいて，まったく電気を使用しないとき（予備送電サービスによって電気を使用したときを除きます。）に限り，半額といたします。

なお，(2)ニによって接続送電サービス契約電力を定める供給地点において電気を使用された場合で，需要者の発電設備の検査，補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気をまったく使用しないときは，当該供給分に相当する基本料金は，半額といたします。ただし，当社が分割接続供給を行なう供給地点において，33（料金の算定）(12)にもとづき料金の調整を行なうために算定する，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービスにおける当該供給分に相当する基本料金は，双方の契約者に係る接続送電サービスにおいて，需要者の発電設備の検査，補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気をまったく使用しないときに限り，半額といたします。

また，その１月に前月から継続して需要者の発電設備の検査，補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気の供給を受けた期間がある場合で，その期間が前月の当該電気の供給を受けなかった期間を上回らないときは，その期間における当該電気の供給は，前月におけるものとみなします。

接続送電ｻｰﾋﾞｽ契約電力１ｷﾛﾜｯﾄにつき	５７２円００銭

(b) 電力量料金

電力量料金は，その１月の時間帯別の接続供給電力量によって算定いたします。

１ｷﾛﾜｯﾄ時につき	８５銭

(ﾛ) 特別高圧時間帯別接続送電サービス

a 適用範囲

(ｲ) a の適用範囲に該当し，契約者が希望される場合に適用いたします。

b 供給電気方式および供給電圧

供給電気方式は，交流３相３線式とし，供給電圧は，接続送電サービス契約電力（分割接続供給の場合は，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用したときの接続送電サービス契約電力といたします。）に応じて次のとおりといたします。

接続送電ｻｰﾋﾞｽ契約電力 10,000 ｷﾛﾜｯﾄ未満	標準電圧 20,000 ﾎﾞﾙﾄ または 30,000 ﾎﾞﾙﾄ
接続送電ｻｰﾋﾞｽ契約電力 10,000 ｷﾛﾜｯﾄ以上 50,000 ｷﾛﾜｯﾄ未満	標準電圧 60,000 ﾎﾞﾙﾄ または 70,000 ﾎﾞﾙﾄ
接続送電ｻｰﾋﾞｽ契約電力 50,000 ｷﾛﾜｯﾄ以上	標準電圧 140,000 ﾎﾞﾙﾄ

c 接続送電サービス料金

接続送電サービス料金は，基本料金および電力量料金の合計といたします。ただし，基本料金は，ニによって力率割引または割増しをする場合は，力率割引または割増しをしたものといたします。また，電力量料金は，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表５（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ヘによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表５（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表５（離島ユニバーサルサービス調

整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

(a) 基本料金

基本料金は，１月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合（予備送電サービスによって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は，半額といたします。また，当社が分割接続供給を行なう供給地点において，33（料金の算定）(12)にもとづき料金の調整を行なうために算定する，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービスの基本料金は，双方の契約者に係る接続送電サービスにおいて，まったく電気を使用しないとき（予備送電サービスによって電気を使用したときを除きます。）に限り，半額といたします。

なお，(2)ニによって接続送電サービス契約電力を定める供給地点において電気を使用された場合で，需要者の発電設備の検査，補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気をまったく使用しないときは，当該供給分に相当する基本料金は，半額といたします。ただし，当社が分割接続供給を行なう供給地点において，33（料金の算定）(12)にもとづき料金の調整を行なうために算定する，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービスにおける当該供給分に相当する基本料金は，双方の契約者に係る接続送電サービスにおいて，需要者の発電設備の検査，補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気をまったく使用しないときに限り，半額といたします。

また，その１月に前月から継続して需要者の発電設備の検査，補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気の供給を受けた期間がある場合で，その期間が前月の当該電気の供給を受けなかった期間を上回らないときは，その期間における当該電気の供給は，前月におけるものとみなします。

接続送電ｻｰﾋﾞｽ契約電力１ｷﾛﾜｯﾄにつき	５７２円００銭

(b) 電力量料金

電力量料金は，その１月の時間帯別の接続供給電力量によって算定いたします。

ⅰ　昼間時間

1ｷﾛﾜｯﾄ時につき	８７銭

ⅱ　夜間時間

1ｷﾛﾜｯﾄ時につき	８０銭

(ﾊ) 特別高圧従量接続送電サービス

a　適用範囲

(ｲ) a の適用範囲に該当し，自己等への電気の供給の用に供する接続供給の場合で，契約者が希望されるときに適用いたします。

b　供給電気方式および供給電圧

供給電気方式は，交流３相３線式とし，供給電圧は，接続送電サービス契約電力に応じて次のとおりといたします。

接続送電ｻｰﾋﾞｽ契約電力 10,000 ｷﾛﾜｯﾄ未満	標準電圧 20,000 ﾎﾞﾙﾄ または 30,000 ﾎﾞﾙﾄ
接続送電ｻｰﾋﾞｽ契約電力 10,000 ｷﾛﾜｯﾄ以上 50,000 ｷﾛﾜｯﾄ未満	標準電圧 60,000 ﾎﾞﾙﾄ または 70,000 ﾎﾞﾙﾄ
接続送電ｻｰﾋﾞｽ契約電力 50,000 ｷﾛﾜｯﾄ以上	標準電圧 140,000 ﾎﾞﾙﾄ

c　接続送電サービス料金

接続送電サービス料金は，その１月の接続供給電力量によって算定いたします。ただし，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表５（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表５（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表５（離島ユ

ニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

１ｷﾛﾜｯﾄ時につき	１０円２２銭

ニ　力率割引および割増し

高圧または特別高圧で供給する場合の力率割引および割増しは，次のとおりといたします。

(ｲ)　力率は，供給地点ごとに，その１月のうち毎日午前８時から午後１０時までの時間における平均力率（瞬間力率が進み力率となる場合には，その瞬間力率は１００パーセントといたします。）といたします。この場合，平均力率は，別表６（平均力率の算定）によって算定された値といたします。

なお，まったく電気を使用しないその１月の力率は，８５パーセントとみなします。

(ﾛ)　分割接続供給の場合は，33（料金の算定）(12)にもとづき料金の調整を行なうために，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用したときの供給地点ごとの力率を，(ｲ)に準じて算定いたします。また，それぞれの契約者に係る接続送電サービスの力率は，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用した場合の力率と同一の値といたします。ただし，その供給地点において，いずれかの契約者に係る接続送電サービスにおいて，まったく電気を使用しない場合は，当該接続送電サービスについては，その１月の力率を 85 パーセントとみなします。

(ﾊ)　力率が，８５パーセントを上回る場合は，その上回る１パーセントにつき，基本料金（(2)ニによって接続送電サービス契約電力を定める供給地点において，需要者の発電設備の検査，補修または事故〔停電による停止等を含みます。〕により生じた不足電力の補給にあてるための電気をまったく使用しない場合は，当該供給分以外の供給分に相当する基本料金といたします。）を１パーセント割引し，８５パーセントを下回る場合は，その下回る１パーセントにつき，基本料金（(2)ニによって接続送電サービス契約電力を定める供給地点において，需要者の発電設備の検査，補修または事故〔停電による停止等を含みます。〕により生じた不足電力の補給にあてるための電気をまったく使用しない場合は，当該供給分以外の供給分に相当する基本料金といたします。）を１パーセント割増しいたします。

ホ　その他

(ｲ)　接続送電サービス料金の計算における合計金額の単位は，１円とし，その端数は，切り捨てます。

(ﾛ)　電灯時間帯別接続送電サービス，動力時間帯別接続送電サービス，高圧時間帯別接続送電サービスまたは特別高圧時間帯別接続送電サービス（以下「時間帯別接続送電サービス」といいます。）の適用後１年に満たない場合は，電灯標準接続送電サービス，動力標準接続送電サービス，高圧標準接続送電サービスもしくは特別高圧標準接続送電サービス（以下「標準接続送電サービス」といいます。）または電灯従量接続送電サービス，動力従量接続送電サービス，高圧従量接続送電サービスもしくは特別高圧従量接続送電サービス（以下「従量接続送電サービス」といいます。）を適用いたしません。また，従量接続送電サービスの適用後１年に満たない場合は，標準接続送電サービスまたは時間帯別接続送電サービスを適用いたしません。

(ﾊ)　時間帯別接続送電サービスまたは従量接続送電サービスから標準接続送電サービスに変更された後１年に満たない場合は，時間帯別接続送電サービスまたは従量接続送電サービスを適用いたしません。

(ﾆ)　(2)ニによって接続送電サービス契約電力を定める供給地点において，需要者の発電設備の検査，補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気を使用される場合は，使用開始の時刻と使用休止の時刻とをあらかじめ契約者から当社に通知していただきます。ただし，事故その他やむをえない場合は，使用開始後すみやかに契約者から当社に通知していただきます。

(ﾎ)　当社は，必要に応じて，需要者の発電設備の運転に関する記録を契約者から提出していただきます。

(ﾍ)　33（料金の算定）(12)にもとづき料金の調整を行なうための，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービスの種別を定めた後１年に満たないときの取扱いは，(ﾛ)および(ﾊ)に準ずるものといたします。

(4)　１年を通じての最大需要電力等が夜間時間に発生する場合の取扱い

高圧または特別高圧で供給する場合で，需要者が昼間時間から夜間時間への負荷移行を行なった結果，１年を通じての最大需要電力等が夜間時間に発生し，かつ，契約者が標準接続送電サービスまたは時間帯別接続送電サービスの適用を受

け，契約者と当社との協議がととのったときのその供給地点の各月の接続送電サービス料金は，(3)によって算定された金額からイによって算定された金額（以下「ピークシフト割引額」といいます。）を差し引いたものといたします。

イ　ピークシフト割引額

ピークシフト割引額は，１月につき次の式により算定された金額といたします。ただし，まったく電気を使用しない場合（予備送電サービスによって電気を使用した場合を除きます。）のピークシフト割引額は，半額といたします。

ピークシフト割引額 ＝ 次に定める割引単価 × ロのピークシフト電力

ﾋﾟｰｸｼﾌﾄ電力	高圧で供給する場合	６３５円８０銭
１ｷﾛﾜｯﾄにつき	特別高圧で供給する場合	４８６円２０銭

ロ　ピークシフト電力

ピークシフト電力は，需要者の負荷移行により昼間時間から夜間時間に移行された増分電力をいい，その需要者の接続送電サービス契約電力からその需要者の１年を通じての昼間時間における接続供給電力の最大値を差し引いた値を上限として，夜間時間に移行する負荷設備の容量（キロワット）等にもとづき，あらかじめ契約者と当社との協議によって定めます。

なお，分割接続供給の場合は，それぞれの契約者に係るピークシフト電力とあわせて，33（料金の算定）(12)にもとづき料金の調整を行なうために，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用したときのピークシフト電力を，あらかじめ双方の契約者と当社との協議によって定めます。

また，各月の昼間時間における接続供給電力の最大値の実績等から，ピークシフト電力が不適当と認められる場合には，すみやかにピークシフト電力を適正なものに変更していただきます。

ハ　１年を通じて夜間時間に最大需要電力等が発生しないことが明らかになった場合等については，本取扱いの適用をただちに解消いたします。

なお，それが本取扱い適用後１年に満たない場合は，既に適用したピークシフト割引額の合計金額を本取扱いの適用が解消された月の接続サービス料金に加算したものをその月の接続サービス料金として算定いたします。

20　臨時接続送電サービス

(1) 適用範囲

契約使用期間が１年未満の場合において，小売電気事業，特定送配電事業または自己等への電気の供給の用に供する電気に適用いたします。ただし，毎年，一定期間を限り，反復使用するものには適用いたしません。

(2) 臨時接続送電サービス契約電力等

電灯臨時定額接続送電サービスの適用を受ける場合を除き，臨時接続送電サービス契約電流，臨時接続送電サービス契約容量または臨時接続送電サービス契約電力は，次によって供給地点ごとに定めます。

なお，分割接続供給の場合は，それぞれの契約者に係る臨時接続送電サービス契約電力とあわせて，33（料金の算定）(13)にもとづき料金の調整を行なうために，１供給地点につき，１臨時接続送電サービスを適用したときの臨時接続送電サービス契約電力を定めます。

イ　低圧で供給する場合

(ｲ) 契約者が電灯または小型機器を使用する需要者に供給する場合

次のａまたはｂにより，臨時接続送電サービス契約電流または臨時接続送電サービス契約容量（６キロボルトアンペア以上となる場合に限ります。）を定めます。

ａ　臨時接続送電サービス契約電流

(a) 臨時接続送電サービス契約電流は，４０アンペア，５０アンペアまたは６０アンペアのいずれかとし，契約者の申出によって定めます。

(b) 当社は，臨時接続送電サービス契約電流に応じて電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし，契約者または需要者において使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が臨時接続送電サービス契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には，当社は，電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。

ｂ　臨時接続送電サービス契約容量

(a) 臨時接続送電サービス契約容量は，契約負荷設備の総容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，各契約負荷設備ごとに別表４〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）に次の係数を乗じてえた値といたします。ただし，差込口の数と電気機

器の数が異なる場合等特別の事情がある場合は，別表７（契約負荷設備の総容量の算定）によって総容量を定めます。

最初の 6 ｷﾛﾎﾞﾙﾄｱﾝﾍﾟｱにつき	９５ﾊﾟｰｾﾝﾄ
次の 14 ｷﾛﾎﾞﾙﾄｱﾝﾍﾟｱにつき	８５ﾊﾟｰｾﾝﾄ
次の 30 ｷﾛﾎﾞﾙﾄｱﾝﾍﾟｱにつき	７５ﾊﾟｰｾﾝﾄ
50 ｷﾛﾎﾞﾙﾄｱﾝﾍﾟｱをこえる部分につき	６５ﾊﾟｰｾﾝﾄ

(b) 契約者が契約主開閉器により臨時接続送電サービス契約容量を定めることを希望される場合には，臨時接続送電サービス契約容量は，(a)にかかわらず，契約主開閉器の定格電流にもとづき，別表３（契約電力および契約容量の算定方法）により算定された値といたします。この場合，契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。

なお，当社は，契約主開閉器が制限できる電流を，必要に応じて確認いたします。

(ﾛ) 契約者が動力を使用する需要者に供給する場合

次により，臨時接続送電サービス契約電力を定めます。

a 臨時接続送電サービス契約電力は，契約負荷設備の各入力（出力で表示されている場合等は，別表４〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）についてそれぞれ次の(a)の係数を乗じてえた値の合計に(b)の係数を乗じてえた値といたします。ただし，電気機器の試験用に電気を使用される場合等特別の事情がある場合は，その回路において使用される最大電流を制限できるしゃ断器その他の適当な装置を契約者または需要者に施設していただき，その容量を当該回路において使用される契約負荷設備の入力とみなします。この場合，その容量は別表３（契約電力および契約容量の算定方法）に準じて算定し，(b)の係数を乗じないものといたします。

(a) 契約負荷設備のうち

最大の入力のものから	最初の 2 台の入力につき	１００ﾊﾟｰｾﾝﾄ
	次の 2 台の入力につき	９５ﾊﾟｰｾﾝﾄ
	上記以外のものの入力につき	９０ﾊﾟｰｾﾝﾄ

(b) (a)によってえた値の合計のうち

最初の 6 ｷﾛﾜｯﾄにつき	１００ﾊﾟｰｾﾝﾄ
次の 14 ｷﾛﾜｯﾄにつき	９０ﾊﾟｰｾﾝﾄ
次の 30 ｷﾛﾜｯﾄにつき	８０ﾊﾟｰｾﾝﾄ
50 ｷﾛﾜｯﾄをこえる部分につき	７０ﾊﾟｰｾﾝﾄ

b　契約者が契約主開閉器により臨時接続送電サービス契約電力を定めることを希望される場合には，臨時接続送電サービス契約電力は，aにかかわらず，契約主開閉器の定格電流にもとづき，別表３（契約電力および契約容量の算定方法）により算定された値といたします。この場合，契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。

なお，当社は，契約主開閉器が制限できる電流を，必要に応じて確認いたします。

ロ　高圧または特別高圧で供給する場合

需要場所において使用される負荷設備および受電設備の内容，同一業種の負荷率，操業度等を基準として，契約者と当社との協議により供給地点ごとに臨時接続送電サービス契約電力（分割接続供給の場合は，１供給地点につき，１臨時接続送電サービスを適用したときの臨時接続送電サービス契約電力といたします。）を定めます。

なお，分割接続供給の場合におけるそれぞれの契約者に係る臨時接続送電サービス契約電力は，それぞれの契約者と当社との協議によって定めます。

(3) 臨時接続送電サービス料金

臨時接続送電サービス料金は，供給地点ごとに，供給電圧および臨時接続送電サービスの種別に応じて，次の各項により算定いたします。

なお，分割接続供給の場合は，それぞれの契約者に係る臨時接続送電サービス料金とあわせて，33（料金の算定）(13)にもとづき料金の調整を行なうために，１供給地点につき，１臨時接続送電サービスを適用したときの臨時接続送電サービス料金を算定いたします。

イ　低圧で供給する場合

(ｲ) 電灯臨時定額接続送電サービス

a　適用範囲

契約者が電灯または小型機器を使用する需要者に供給する場合で，その

総容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，各契約負荷設備ごとに別表４〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）が３キロボルトアンペア以下であるときに適用いたします。

b　供給電気方式および供給電圧

供給電気方式および供給電圧は，交流単相２線式標準電圧１００ボルトまたは交流単相３線式標準電圧１００ボルトおよび２００ボルトといたします。ただし，技術上やむをえない場合には，交流単相２線式標準電圧２００ボルトまたは交流３相３線式標準電圧２００ボルトとすることがあります。

c　臨時接続送電サービス料金

臨時接続送電サービス料金は，契約負荷設備の総容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，各契約負荷設備ごとに別表４〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）によって１日につき次のとおりといたします。ただし，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表５（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ヘによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表５（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ヘによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

総容量が 50ﾎﾞﾙﾄｱﾝﾍﾟｱまでの場合	３円１０銭
総容量が 50ﾎﾞﾙﾄｱﾝﾍﾟｱをこえ 100ﾎﾞﾙﾄｱﾝﾍﾟｱまでの場合	６円２２銭
総容量が 100ﾎﾞﾙﾄｱﾝﾍﾟｱをこえ 500ﾎﾞﾙﾄｱﾝﾍﾟｱまでの場合 100ﾎﾞﾙﾄｱﾝﾍﾟｱまでごとに	６円２２銭
総容量が 500ﾎﾞﾙﾄｱﾝﾍﾟｱをこえ 1ｷﾛﾎﾞﾙﾄｱﾝﾍﾟｱまでの場合	６２円１２銭
総容量が 1ｷﾛﾎﾞﾙﾄｱﾝﾍﾟｱをこえ 3ｷﾛﾎﾞﾙﾄｱﾝﾍﾟｱまでの場合 1ｷﾛﾎﾞﾙﾄｱﾝﾍﾟｱまでごとに	６２円１２銭

(ﾛ) 電灯臨時接続送電サービス

a　適用範囲

契約者が電灯または小型機器を使用する需要者に供給する場合で，次のいずれにも該当するときに適用いたします。

(a) 臨時接続送電サービス契約容量を定める場合は，臨時接続送電サービス契約容量が原則として５０キロボルトアンペア未満であること。

(b) 電灯臨時定額接続送電サービスを適用できないこと。

b　供給電気方式および供給電圧

供給電気方式および供給電圧は，交流単相２線式標準電圧１００ボルトまたは交流単相３線式標準電圧１００ボルトおよび２００ボルトといたします。ただし，技術上やむをえない場合には，交流単相２線式標準電圧２００ボルトまたは交流３相３線式標準電圧２００ボルトとすることがあります。

c　臨時接続送電サービス料金

臨時接続送電サービス料金は，基本料金および電力量料金の合計といたします。ただし，電力量料金は，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表５（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表５（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

(a) 基本料金

基本料金は，１月につき19（接続送電サービス）(3)イ(ﾛ) c (a) ii において適用される該当基本料金率の１０パーセントを割増ししたものを適用いたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。

(b) 電力量料金

電力量料金は，その１月の接続供給電力量によって算定いたします。

１ｷﾛﾜｯﾄ時につき	７円５１銭

(ハ) 動力臨時定額接続送電サービス

a　適用範囲

契約者が動力を使用する需要者に供給する場合で，臨時接続送電サービス契約電力が５キロワット以下であるときに適用いたします。

b　供給電気方式および供給電圧

供給電気方式および供給電圧は，交流３相３線式標準電圧２００ボルトといたします。ただし，技術上やむをえない場合には，交流単相２線式標準電圧１００ボルトもしくは２００ボルトまたは交流単相３線式標準電圧１００ボルトおよび２００ボルトとすることがあります。

c　臨時接続送電サービス料金

臨時接続送電サービス料金は，次のとおりといたします。ただし，臨時接続送電サービス契約電力が０．５キロワットの場合の臨時接続送電サービス料金は，臨時接続送電サービス契約電力が１キロワットの場合の該当料金の半額といたします。また，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表５（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表５（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

臨時接続送電ｻｰﾋﾞｽ契約電力１ｷﾛﾜｯﾄ１日につき	９２円１４銭

d　その他

当社が適当と認める場合には，動力臨時接続送電サービスを適用することがあります。

(ニ) 動力臨時接続送電サービス

a　適用範囲

契約者が動力を使用する需要者に供給する場合で，臨時接続送電サービス契約電力が原則として５キロワットをこえ，５０キロワット未満であるときに適用いたします。

b　供給電気方式および供給電圧

供給電気方式および供給電圧は，交流３相３線式標準電圧２００ボルトといたします。ただし，技術上やむをえない場合には，交流単相２線式標準電圧１００ボルトもしくは２００ボルトまたは交流単相３線式標準電圧１００ボルトおよび２００ボルトとすることがあります。

c　臨時接続送電サービス料金

臨時接続送電サービス料金は，基本料金および電力量料金の合計といたします。ただし，電力量料金は，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表５（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表５（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

(a) 基本料金

基本料金は，１月につき 19（接続送電サービス）(3)イ(ホ) c (a) ii において適用される該当基本料金率の２０パーセントを割増ししたものを適用いたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。

(b) 電力量料金

電力量料金は，その１月の接続供給電力量によって算定いたします。

１ｷﾛﾜｯﾄ時につき	５円６２銭

ロ　高圧で供給する場合

臨時接続送電サービスの種別は，高圧臨時接続送電サービスといたします。

(ｲ) 適用範囲

臨時接続送電サービス契約電力（分割接続供給の場合は，１供給地点につき，１臨時接続送電サービスを適用したときの臨時接続送電サービス契約電力といたします。）が原則として５０キロワット以上であり，かつ，２，０００キロワット未満である場合に適用いたします。

(ﾛ) 供給電気方式および供給電圧

供給電気方式および供給電圧は，交流３相３線式標準電圧６，０００ボルトといたします。

(ﾊ) 臨時接続送電サービス料金

臨時接続送電サービス料金は，基本料金および電力量料金の合計といたします。ただし，基本料金は，ニによって力率割引または割増しをする場合は，力率割引または割増しをしたものといたします。また，電力量料金は，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表５（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ヘによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表５（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ヘによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

a　基本料金

基本料金は，１月につき19（接続送電サービス）(3)ロ(ｲ) c (a)において適用される該当基本料金率の２０パーセントを割増ししたものを適用いたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。また，当社が分割接続供給を行なう供給地点において，33（料金の算定）(13)にもとづき料金の調整を行なうために算定する，１供給地点につき，１臨時接続送電サービスを適用した場合の臨時接続送電サービスの基本料金は，双方の契約者に係る臨時接続送電サービスにおいて，まったく電気を使用しないときに限り，半額といたします。

b　電力量料金

電力量料金は，その１月の接続供給電力量によって算定いたします。

１ｷﾛﾜｯﾄ時につき	２円１１銭

ハ　特別高圧で供給する場合

臨時接続送電サービスの種別は，特別高圧臨時接続送電サービスといたします。

(ｲ) 適用範囲

臨時接続送電サービス契約電力（分割接続供給の場合は，１供給地点につき，１臨時接続送電サービスを適用したときの臨時接続送電サービス契約電力といたします。）が原則として２，０００キロワット以上である場合に適用いたします。

(ﾛ) 供給電気方式および供給電圧

供給電気方式は，交流３相３線式とし，供給電圧は，臨時接続送電サービス契約電力（分割接続供給の場合は，１供給地点につき，１臨時接続送電サービスを適用したときの臨時接続送電サービス契約電力といたします。）に応じて次のとおりといたします。

臨時接続送電ｻｰﾋﾞｽ契約電力 10,000 ｷﾛﾜｯﾄ未満	標準電圧 20,000 ﾎﾞﾙﾄ または 30,000 ﾎﾞﾙﾄ
臨時接続送電ｻｰﾋﾞｽ契約電力 10,000 ｷﾛﾜｯﾄ以上 50,000 ｷﾛﾜｯﾄ未満	標準電圧 60,000 ﾎﾞﾙﾄ または 70,000 ﾎﾞﾙﾄ
臨時接続送電ｻｰﾋﾞｽ契約電力 50,000 ｷﾛﾜｯﾄ以上	標準電圧 140,000 ﾎﾞﾙﾄ

(ﾊ) 臨時接続送電サービス料金

臨時接続送電サービス料金は，基本料金および電力量料金の合計といたします。ただし，基本料金は，ニによって力率割引または割増しをする場合は，力率割引または割増しをしたものといたします。また，電力量料金は，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表５（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表５（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

a　基本料金

基本料金は，１月につき19（接続送電サービス）(3)ハ(ｲ) c (a)において適用される該当基本料金率の２０パーセントを割増ししたものを適用いた

します。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。また，当社が分割接続供給を行なう供給地点において，33（料金の算定）(13)にもとづき料金の調整を行なうために算定する，１供給地点につき，１臨時接続送電サービスを適用した場合の臨時接続送電サービスの基本料金は，双方の契約者に係る臨時接続送電サービスにおいて，まったく電気を使用しないときに限り，半額といたします。

b　電力量料金

電力量料金は，その１月の接続供給電力量によって算定いたします。

１ｷﾛﾜｯﾄ時につき	１円０１銭

ニ　力率割引および割増し

高圧または特別高圧で供給する場合の力率割引および割増しは，19（接続送電サービス）(3)ニに準じて適用いたします。

ホ　その他

臨時接続送電サービス料金の計算における合計金額の単位は，１円とし，その端数は，切り捨てます。

(4) その他

イ　当社は，原則として供給設備を常置いたしません。

ロ　契約使用期間満了後さらに継続して臨時接続送電サービスを利用することを希望される場合で，契約使用期間満了の日の翌日から新たに定める契約使用期間満了の日までが１年未満となるときは，臨時接続送電サービスを適用いたします。

ハ　その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，19（接続送電サービス）に準ずるものといたします。ただし，19（接続送電サービス）(4)は，適用いたしません。

21　予備送電サービス

(1) 適用範囲

高圧または特別高圧で受電または供給する場合で，19（接続送電サービス）を利用される契約者または発電契約者が受電地点および供給地点ごとに予備電線路の利用を希望される次の場合に適用いたします。

イ　予備送電サービスＡ

常時利用変電所から常時利用と同位の電圧で利用する場合

ロ　予備送電サービスＢ

常時利用変電所以外の変電所を利用する場合または常時利用変電所から常時利用と異なった電圧（高圧および特別高圧に限ります。）で利用する場合

(2) 予備送電サービス契約電力

予備送電サービス契約電力は，受電地点については当該受電地点における契約受電電力の値，供給地点については当該供給地点における接続送電サービス契約電力の値とし，受電地点および供給地点ごとに定めます。ただし，契約者または発電契約者に特別の事情がある場合で，契約者または発電契約者が契約受電電力または接続送電サービス契約電力の値と異なる予備送電サービス契約電力を希望されるときの予備送電サービス契約電力は，発電場所における発電設備等の出力および負荷の実情ならびに需要場所における１年間を通じての最大の負荷等負荷の実情に応じて，契約者または発電契約者と当社との協議により，受電地点および供給地点ごとに定めます。この場合の予備送電サービス契約電力は，原則として５０キロワットを下回らないものといたします。

(3) 予備送電サービス料金

予備送電サービス料金は，供給地点ごとに，予備送電サービスの利用の有無にかかわらず，１月につき次のとおりといたします。

なお，供給地点における予備送電サービスによって使用された電気の電力量は，接続送電サービスによって使用された電気の電力量とみなします。

また，特別高圧で常時利用される供給地点で，高圧で予備送電サービスを利用される場合には，予備送電サービスの供給電圧は，常時利用される電圧と同位の電圧とみなします。この場合，予備送電サービス契約電力および予備送電サービスによって使用された電気の電力量は，予備送電サービス料金および接続送電サービス料金の算定上，常時利用される電圧と同位の電圧にするために修正したものといたします。

イ　予備送電サービスＡ

予備送電ｻｰﾋﾞｽ契約電力１ｷﾛﾜｯﾄにつき	高圧で供給する場合	９７円９０銭
	特別高圧で供給する場合	９３円５０銭

ロ　予備送電サービスＢ

予備送電ｻｰﾋﾞｽ契約電力１ｷﾛﾜｯﾄにつき	高圧で供給する場合	１５１円８０銭
	特別高圧で供給する場合	１２４円３０銭

(4) 力率割引および割増し

力率割引および割増しはいたしません。ただし，19（接続送電サービス）(3)ニの力率割引および割増しの適用上，供給地点における予備送電サービスによって使用された電気の電力量は，原則として接続送電サービスによって使用された電気の電力量とみなします。

(5) その他

イ　予備送電サービス料金の計算における合計金額の単位は，１円とし，その端数は，切り捨てます。

ロ　受電地点の予備送電サービスは，他の発電量調整供給契約等と共用することができます。

ハ　当社が分割接続供給を行なう供給地点において，予備電線路の利用を希望される場合は，原則として，それぞれの契約者が適用している接続送電サービスごとに予備送電サービスを適用するものとし，それぞれの契約者に係る予備送電サービスの取扱いは，(1)，(2)，(3)，(4)，(5)イおよび(5)ロに準ずるものといたします。また，この場合は，33（料金の算定）(14)にもとづき料金の調整を行なうために，１供給地点につき，１予備送電サービスを適用したときの予備送電サービス料金をあわせて算定するものとし，当該予備送電サービスの取扱いは，(1)，(2)，(3)，(4)，(5)イおよび(5)ロに準ずるものといたします。

22　系統連系受電サービス

(1) 適用範囲

小売電気事業，当社以外の一般送配電事業，特定送配電事業または自己等への電気の供給の用に供するために当社が受電する電気に適用いたします。ただし，当社との特定契約に係る電気には適用いたしません。

(2) 系統連系受電課金対象電力

各月の系統連系受電課金対象電力は，次によって受電地点ごとに，発電バランシンググループごとに定めます。

イ　発電場所が１発電バランシンググループに属している場合

(ｲ) 発電設備等に係る供給地点において電灯定額接続送電サービスが適用されている場合

系統連系受電課金対象電力は，同時最大受電電力といたします。

(ﾛ) (ｲ)以外の場合

系統連系受電課金対象電力は，同時最大受電電力から発電設備等に係る供給地点におけるその１月の接続送電サービス契約電力（発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は，１接続送電サービスを適用したときのその１月の接続送電サービス契約電力といたします。）を差し引いた値といたします。ただし，差し引いた値が零を下回る場合の系統連系受電課金対象電力は，零といたします。

ロ　発電場所が複数の発電バランシンググループに属している場合

(ｲ) 発電設備等に係る供給地点において電灯定額接続送電サービスが適用されている場合

発電バランシンググループごとの系統連系受電課金対象電力は，同時最大受電電力を契約受電電力の比であん分してえた値といたします。

(ﾛ) (ｲ)以外の場合

発電バランシンググループごとの系統連系受電課金対象電力は，同時最大受電電力を契約受電電力の比であん分してえた値から，発電設備等に係る供給地点のその１月の接続送電サービス契約電力（発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は，１接続送電サービスを適用したときのその１月の接続送電サービス契約電力といたします。）を契約受電電力の比であん分してえた値を差し引いた値といたします。ただし，差し引いた値が零を下回る場合の系統連系受電課金対象電力は，零といたします。

ハ　イおよびロにおいて，系統連系受電課金対象電力の算定上，次のものについても接続送電サービス契約電力１キロワットとみなします。

(ｲ) 臨時接続送電サービス契約電力（発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は，１臨時接続送電サービスを適用したときの臨時接続送電サービス契約電力といたします。）１キロワット

(ﾛ) 接続送電サービス契約電流または臨時接続送電サービス契約電流１０アンペア

ただし，接続送電サービス契約電流が５アンペアの場合は，０．５キロワットとみなし，１５アンペアの場合は，１．５キロワットとみなします。

(ﾊ) 接続送電サービス契約容量または臨時接続送電サービス契約容量１キロボルトアンペア

(ﾆ) 電灯臨時定額接続送電サービスにおける契約負荷設備の総容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，各契約負荷設備ごとに別表４〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）１キロボルトアンペア

ただし，電灯臨時定額接続送電サービスにおける契約負荷設備の総容量の端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。

(ﾎ) 附則３（揚水発電設備等が設置された需要場所に接続供給を行なう場合の特別措置）の適用を受けている場合の接続供給課金対象電力（揚水発電設備または蓄電池〔以下「揚水発電設備等」といいます。〕に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は，１接続送電サービスまたは１臨時接続送電サービスを適用したときの接続供給課金対象電力といたします。）１キロワット

(3) 系統連系受電サービス料金

系統連系受電サービス料金は，受電地点ごとに，発電バランシンググループごとに算定された基本料金および電力量料金の合計から系統設備効率化割引額を差し引いたものといたします。

イ　基本料金

基本料金は，１月につき次のとおりといたします。ただし，まったく発電または放電しない場合（他の発電量調整供給契約等と同一計量する場合等は，その１月のすべての発電量調整供給等に係る発電量調整受電電力量等が零であるときに限ります。）の基本料金は，半額といたします。

系統連系受電課金対象電力１ｷﾛﾜｯﾄにつき	９３円４７銭

ロ　電力量料金

電力量料金は，その１月の発電量調整受電電力量によって算定いたします。

１ｷﾛﾜｯﾄ時につき	２８銭

ハ　系統設備効率化割引

系統設備効率化割引は，基幹系統設備効率化および送電ロス削減割引（以下「系統設備効率化割引Ａ」といいます。）および特別高圧系統設備効率化割引（以

下「系統設備効率化割引Ｂ」といいます。）とし，受電地点ごとに，発電バランシンググループごとに，次により算定いたします。

(ｲ) 適用

ａ　系統設備効率化割引Ａ

受電地点について当社が選定した変電所等（以下「連系変電所等」といいます。）が割引対象変電所等（別表２〔系統設備効率化割引の対象変電所等〕(1)に定める割引区分Ａ－１，Ａ－２またはＡ－３に該当する変電所等といたします。）の場合に適用いたします。

なお，連系変電所等は，あらかじめ発電者にお知らせいたします。

ｂ　系統設備効率化割引Ｂ

低圧または高圧で受電する場合で，連系変電所等が割引対象変電所等（別表２〔系統設備効率化割引の対象変電所等〕(1)に定める割引区分Ｂ－１またはＢ－２に該当する変電所等といたします。）のときに適用いたします。

なお，連系変電所等は，あらかじめ発電者にお知らせいたします。

(ﾛ) 系統設備効率化割引単価

系統設備効率化割引単価は，ａの系統設備効率化割引Ａ単価およびｂの系統設備効率化割引Ｂ単価を合計した値といたします。

ａ　系統設備効率化割引Ａ単価

系統設備効率化割引Ａに係る単価とし，１月につき次のとおりといたします。

(a) 受電電圧が標準電圧１４０，０００ボルトをこえる場合

	連系変電所等	単　価
系統連系受電課金対象電力１ｷﾛﾜｯﾄにつき	別表２（系統設備効率化割引の対象変電所等）(1)の割引区分Ａ－１の場合	２７円７３銭
	別表２（系統設備効率化割引の対象変電所等）(1)の割引区分Ａ－２の場合	４円９２銭
	別表２（系統設備効率化割引の対象変電所等）(1)の割引区分Ａ－３の場合	２円４５銭

(b) (a)以外の場合

	連系変電所等	単　価
系統連系受電課金対象電力1ｷﾛﾜｯﾄにつき	別表２（系統設備効率化割引の対象変電所等）(1)の割引区分Ａ－１の場合	２７円７３銭
	別表２（系統設備効率化割引の対象変電所等）(1)の割引区分Ａ－２の場合	９円８２銭
	別表２（系統設備効率化割引の対象変電所等）(1)の割引区分Ａ－３の場合	４円９２銭

b　系統設備効率化割引Ｂ単価

系統設備効率化割引Ｂに係る単価とし，１月につき次のとおりといたします。

	連系変電所等	単　価
系統連系受電課金対象電力1ｷﾛﾜｯﾄにつき	別表２（系統設備効率化割引の対象変電所等）(1)の割引区分Ｂ－１の場合	６０円９５銭
	別表２（系統設備効率化割引の対象変電所等）(1)の割引区分Ｂ－２の場合	２１円５４銭

(ﾊ) 系統設備効率化割引額

系統設備効率化割引額は，(2)の系統連系受電課金対象電力に(ﾛ)の系統設備効率化割引単価を乗じてえた金額といたします。ただし，まったく発電または放電しない場合（他の発電量調整供給契約等と同一計量する場合等は，その１月のすべての発電量調整供給等に係る発電量調整受電電力量等が零であるときに限ります。）の系統設備効率化割引額は，半額といたします。

ニ　その他

系統連系受電サービス料金の計算における合計金額の単位は，１円とし，その端数は，切り捨てます。

23　発電量調整受電計画差対応電力

(1) 適用

発電バランシンググループにおいて，40（給電指令の実施等）(5)または(6)により補給される電気を使用されていないときに適用いたします。

(2) 発電量調整受電計画差対応電力

イ　発電量調整受電計画差対応補給電力

(ｲ) 適用範囲

３０分ごとの発電量調整受電電力量が，その３０分の発電量調整受電計画電力量を下回る場合に生じた不足電力の補給にあてるための電気に適用いたします。

(ﾛ) 発電量調整受電計画差対応補給電力料金

発電量調整受電計画差対応補給電力料金は，３０分ごとの発電量調整受電計画差対応補給電力量に(ﾊ)の発電量調整受電計画差対応補給電力料金単価を適用してえられる金額のその１月の合計といたします。

(ﾊ) 発電量調整受電計画差対応補給電力料金単価

発電量調整受電計画差対応補給電力料金単価は，一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則（以下「託送供給等約款料金算定規則」といいます。）第２７条にもとづきインバランス料金として算定される金額に消費税等相当額（消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。）を加えた金額とし，当社が３０分ごとに設定するものといたします。

ロ　発電量調整受電計画差対応余剰電力

(ｲ) 適用範囲

３０分ごとの発電量調整受電電力量が，その３０分の発電量調整受電計画電力量を上回る場合の送電超過分電力について，当社が購入する電気に適用いたします。

(ﾛ) 発電量調整受電計画差対応余剰電力料金

発電量調整受電計画差対応余剰電力料金は，３０分ごとの発電量調整受電計画差対応余剰電力量に(ﾊ)の発電量調整受電計画差対応余剰電力料金単価を適用してえられる金額のその１月の合計といたします。

(ﾊ) 発電量調整受電計画差対応余剰電力料金単価

発電量調整受電計画差対応余剰電力料金単価は，託送供給等約款料金算定

規則第２７条にもとづきインバランス料金として算定される金額に消費税等相当額を加えた金額とし，当社が３０分ごとに設定するものといたします。

24　接続対象計画差対応電力

(1) 適用

40（給電指令の実施等）(4)により補給される電気を使用されていないときに適用いたします。

(2) 接続対象計画差対応電力

イ　接続対象計画差対応補給電力

(ｲ) 適用範囲

３０分ごとの接続対象電力量が，その３０分の接続対象計画電力量を上回る場合に生じた不足電力の補給にあてるための電気に適用いたします。

(ﾛ) 接続対象計画差対応補給電力料金

接続対象計画差対応補給電力料金は，３０分ごとの接続対象計画差対応補給電力量に(ﾊ)の接続対象計画差対応補給電力料金単価を適用してえられる金額のその１月の合計といたします。

(ﾊ) 接続対象計画差対応補給電力料金単価

接続対象計画差対応補給電力料金単価は，託送供給等約款料金算定規則第２７条にもとづきインバランス料金として算定される金額に消費税等相当額を加えた金額とし，当社が３０分ごとに設定するものといたします。

ロ　接続対象計画差対応余剰電力

(ｲ) 適用範囲

３０分ごとの接続対象電力量が，その３０分の接続対象計画電力量を下回る場合の送電超過分電力について，当社が購入する電気に適用いたします。

(ﾛ) 接続対象計画差対応余剰電力料金

接続対象計画差対応余剰電力料金は，３０分ごとの接続対象計画差対応余剰電力量に(ﾊ)の接続対象計画差対応余剰電力料金単価を適用してえられる金額のその１月の合計といたします。

(ﾊ) 接続対象計画差対応余剰電力料金単価

接続対象計画差対応余剰電力料金単価は，託送供給等約款料金算定規則第２７条にもとづきインバランス料金として算定される金額に消費税等相当額を加えた金額とし，当社が３０分ごとに設定するものといたします。

25　需要抑制量調整受電計画差対応電力

(1) 適用

需要抑制バランシンググループに適用いたします。

(2) 需要抑制量調整受電計画差対応電力

イ　需要抑制量調整受電計画差対応補給電力

(ｲ) 適用範囲

３０分ごとの需要抑制量調整受電電力量が，その３０分の需要抑制量調整受電計画電力量を下回る場合に生じた不足電力の補給にあてるための電気に適用いたします。

(ﾛ) 需要抑制量調整受電計画差対応補給電力料金

需要抑制量調整受電計画差対応補給電力料金は，３０分ごとの需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量に(ﾊ)の需要抑制量調整受電計画差対応補給電力料金単価を適用してえられる金額のその１月の合計といたします。

(ﾊ) 需要抑制量調整受電計画差対応補給電力料金単価

需要抑制量調整受電計画差対応補給電力料金単価は，託送供給等約款料金算定規則第２７条にもとづきインバランス料金として算定される金額に消費税等相当額を加えた金額とし，当社が３０分ごとに設定するものといたします。

ロ　需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力

(ｲ) 適用範囲

３０分ごとの需要抑制量調整受電電力量が，その３０分の需要抑制量調整受電計画電力量を上回る場合の抑制超過分電力について，当社が購入する電気に適用いたします。

(ﾛ) 需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力料金

需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力料金は，３０分ごとの需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量に(ﾊ)の需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力料金単価を適用してえられる金額のその１月の合計といたします。

(ﾊ) 需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力料金単価

需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力料金単価は，託送供給等約款料金算定規則第２７条にもとづきインバランス料金として算定される金額に消費税等相当額を加えた金額とし，当社が３０分ごとに設定するものといたします。

26　給電指令時補給電力

(1) 契約者に係る給電指令時補給電力料金

イ　適用範囲

40（給電指令の実施等）(4)により補給される電気を使用されているときに適用いたします。

ロ　給電指令時補給電力料金

給電指令時補給電力料金は，ハに定める３０分ごとの給電指令時補給電力量にニの給電指令時補給電力料金単価を適用してえられる金額のその１月の合計といたします。

ハ　給電指令時補給電力量

給電指令時補給電力量は，給電指令等の間，31（電力および電力量の算定）(22)により３０分ごとに算定された値といたします。

ニ　給電指令時補給電力料金単価

給電指令時補給電力料金単価は，託送供給等約款料金算定規則第２７条にもとづきインバランス料金として算定される金額に消費税等相当額を加えた金額とし，当社が３０分ごとに設定するものといたします。

(2) 発電契約者に係る給電指令時補給電力料金

イ　適用範囲

40（給電指令の実施等）(5)または(6)により補給される電気を使用されているときに，補給される電気を使用する発電バランシンググループに適用いたします。

ロ　給電指令時補給電力料金

給電指令時補給電力料金は，ハに定める３０分ごとの給電指令時補給電力量にニの給電指令時補給電力料金単価を適用してえられる金額のその１月の合計といたします。

ハ　給電指令時補給電力量

給電指令時補給電力量は，給電指令等の間，31（電力および電力量の算定）(20)により３０分ごとに算定された値といたします。

ニ　給電指令時補給電力料金単価

給電指令時補給電力料金単価は，託送供給等約款料金算定規則第２７条にもとづきインバランス料金として算定される金額に消費税等相当額を加えた金額とし，当社が３０分ごとに設定するものといたします。ただし，40（給電指令の

実施等）(2)ホの場合で，当社の電力系統における電気の潮流が系統安定度等にもとづき算定される運用可能な容量を超過し，または超過するおそれがある場合に出力の抑制を実施することを前提として連系を行なった発電設備等（以下「ノンファーム電源」といいます。）に対して出力の抑制を実施したときは，40（給電指令の実施等）(5)により補給される電気を使用されているときの翌日取引を行なうための卸電力取引市場における３０分ごとの売買取引の価格（売買取引に係る電力の受渡しが連系設備の送電容量等による制限を受けるものとして当社の供給区域において売買取引を行なうものに限ります。）に消費税等相当額を加えた金額とし，当社が３０分ごとに設定するものといたします。また，当社が指定する要件を有する発電設備等またはノンファーム電源以外の発電設備等（以下「ファーム電源」といいます。）であって別途当社と給電指令時補給電力料金に関する契約を締結する設備については，当該契約によるものといたします。

Ⅳ　料金の算定および支払い

27　料金の適用開始の時期

接続供給に係る料金は，当社所定の様式に記載された接続供給の開始日から適用し，発電量調整供給に係る料金は，当社所定の様式に記載された発電量調整供給の開始日から適用し，需要抑制量調整供給に係る料金は，当社所定の様式に記載された需要抑制量調整供給の開始日から適用いたします。ただし，接続供給，発電量調整供給もしくは需要抑制量調整供給の準備着手前に接続供給，発電量調整供給もしくは需要抑制量調整供給の開始延期の申入れがあった場合または契約者，発電契約者，需要抑制契約者，発電者もしくは需要者のいずれの責めともならない理由によって接続供給，発電量調整供給もしくは需要抑制量調整供給が開始されない場合は，あらためて契約者，発電契約者または需要抑制契約者と当社との協議によって定められた接続供給，発電量調整供給または需要抑制量調整供給の開始日から適用いたします。

28　検針日

検針日は，次により，実際に検針を行なった日または検針を行なったものとされる日といたします。

(1) 検針は，受電地点または供給地点ごとに当社があらかじめお知らせした日（当社が受電地点または供給地点の属する検針区域に応じて定めた毎月一定の日〔以下「検針の基準となる日」といいます。〕および休日等を考慮して定めます。）に，各月ごとに行ないます。

なお，高圧または特別高圧で受電もしくは供給する場合の検針日は，当社が検針日を定める場合を除き，実際に検針を行なった日にかかわらず，毎月１日といたします。また，受電地点または供給地点が同一の発電場所または需要場所にある場合は，受電地点における検針日と供給地点における検針日は，原則として同一の日といたします。

(2) 発電者または需要者が不在等のため検針できなかった場合は，検針に伺った日に検針を行なったものといたします。

(3) 当社は，やむをえない事情のある場合には，(1)にかかわらず，当社があらか

じめお知らせした日以外の日に検針を行なうことがあります。

(4) 当社は，次の場合には，(1)にかかわらず，各月ごとに検針を行なわないことがあります。

なお，当社は，ロの場合は，非常変災等の場合を除き，あらかじめ契約者または発電契約者の承諾をえるものといたします。

イ 契約者または発電契約者が受電地点または供給地点を新たに設定した日から，その直後の受電地点または供給地点の属する検針区域の検針日までの期間が短い場合

ロ その他特別の事情がある場合

(5) (3)の場合で，検針を行なったときは，当社があらかじめお知らせした日に検針を行なったものといたします。

(6) (4)イの場合で，検針を行なわなかったときは，契約者または発電契約者が受電地点または供給地点を新たに設定した日の直後の受電地点または供給地点の属する検針区域の検針日に検針を行なったものといたします。

(7) (4)ロの場合で，検針を行なわなかったときは，検針を行なわない月については，当社があらかじめお知らせした日に検針を行なったものといたします。

29 料金の算定期間

(1) 送電サービス料金の算定期間は，次によります。

イ 前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間（以下「供給側検針期間」といいます。）といたします。ただし，契約者が供給地点を新たに設定し，または供給地点を消滅させる場合の料金の算定期間は，その供給地点を新たに設定した日から直後の検針日の前日までの期間または直前の検針日から消滅日の前日までの期間といたします。

ロ 当社があらかじめ契約者に計量日（接続供給の場合，電力量または最大需要電力等が記録型計量器に記録される日をいいます。）をお知らせした場合は，イにかかわらず，前月の計量日から当月の計量日の前日までの期間（以下「供給側計量期間」といいます。）といたします。ただし，契約者が供給地点を新たに設定し，または供給地点を消滅させる場合の料金の算定期間は，その供給地点を新たに設定した日から直後の計量日の前日までの期間または直前の計量日から消滅日の前日までの期間といたします。

ハ 定額接続送電サービスの料金または31（電力および電力量の算定）(27)の場

合の送電サービス料金の算定期間は，イに準ずるものといたします。この場合，イにいう検針日は，その供給地点の属する検針区域の検針日といたします。ただし，電灯臨時定額接続送電サービスおよび動力臨時定額接続送電サービスの料金の算定期間は，その供給地点を新たに設定した日から翌月の応当日の前日までの期間，または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とすることがあります。

(2) 系統連系受電サービス料金の算定期間は，次によります。

イ　前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間（以下「受電側検針期間」といいます。）といたします。ただし，発電契約者が受電地点を新たに設定し，または受電地点を消滅させる場合の料金の算定期間は，その受電地点を新たに設定した日から直後の検針日の前日までの期間または直前の検針日から消滅日の前日までの期間といたします。

ロ　当社があらかじめ発電契約者および発電者に計量日（発電量調整供給の場合，電力量または最大連系電力等が記録型計量器に記録される日をいいます。）をお知らせした場合は，イにかかわらず，前月の計量日から当月の計量日の前日までの期間（以下「受電側計量期間」といいます。）といたします。ただし，発電契約者が受電地点を新たに設定し，または受電地点を消滅させる場合の料金の算定期間は，その受電地点を新たに設定した日から直後の計量日の前日までの期間または直前の計量日から消滅日の前日までの期間といたします。

(3) 発電量調整受電計画差対応補給電力料金，発電量調整受電計画差対応余剰電力料金，接続対象計画差対応補給電力料金，接続対象計画差対応余剰電力料金，需要抑制量調整受電計画差対応補給電力料金，需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力料金および給電指令時補給電力料金の算定期間は，毎月１日から当該月末日までの期間といたします。ただし，接続供給，発電量調整供給もしくは需要抑制量調整供給を開始し，または接続供給契約，発電量調整供給契約もしくは需要抑制量調整供給契約が消滅した場合の料金の算定期間は，開始日から開始日の属する月の末日までの期間または契約が消滅した日の属する月の１日から消滅日までの期間といたします。

30　計量

(1) 当社は，発電量調整受電電力量および最大連系電力等は，原則として，受電地点ごとに取り付けた記録型計量器により受電電圧と同位の電圧で，接続供給電力

量および最大需要電力等は，原則として，供給地点ごとに取り付けた記録型計量器により供給電圧と同位の電圧で，３０分単位で計量いたします。

(2) 受電地点または供給地点ごとの計量の結果は，各月ごとにすみやかに契約者または発電契約者および発電者にお知らせいたします。

なお，発電者への受電地点の計量の結果のお知らせは，発電契約者を通じて行ないます。

(3) 技術上，経済上やむをえない場合等特別の事情がある場合は，計量器を取り付けないことがあります。

31 電力および電力量の算定

(1) 発電量調整受電電力

発電量調整受電電力は，発電量調整供給の場合で，受電地点で計量された電力量の値を２倍した値とし，受電地点ごとに，３０分ごとに算定いたします。

(2) 発電量調整受電電力量

発電量調整受電電力量は，次のとおりといたします。

イ 発電量調整供給に係る発電設備等が，調整電源に該当する場合，受電地点ごとに，３０分ごとに，受電地点で計量された電力量といたします。

ロ 発電量調整供給に係る発電設備等が調整電源に該当しない場合，３０分ごとに，受電地点で計量された電力量（受電地点が複数ある場合はその合計といたします。）といたします。

ハ 系統連系受電サービスに係る発電量調整受電電力量は，受電地点ごとに，３０分ごとに，受電地点で計量された電力量といたします。

また，料金の算定期間の発電量調整受電電力量は，３０分ごとの発電量調整受電電力量を，受電地点ごとに，料金の算定期間（ただし，発電契約者が受電地点を消滅させる場合は，直前の計量日から消滅日までの期間といたします。）において合計した値といたします。

(3) 発電量調整受電計画電力

発電量調整受電計画電力は，(4)の発電量調整受電計画電力量の値を２倍した値とし，３０分ごとに算定いたします。

(4) 発電量調整受電計画電力量

発電量調整受電計画電力量は，次のとおりといたします。

イ 発電量調整供給に係る発電設備等が調整電源に該当する場合，受電地点ごと

に当社が発電契約者から受電する電気の３０分ごとの電力量の計画値で，発電契約者があらかじめ電力広域的運営推進機関を通じて当社に通知する発電計画といたします。ただし，別表 11（発電計画・調達計画・販売計画）に定める当日計画の発電計画と調達計画の合計値が３０分ごとに販売計画の値と一致しない等の場合は，別表８（発電量調整受電計画電力量，接続対象計画電力量および需要抑制量調整受電計画電力量に関する取扱い）(1)のとおりといたします。

ロ　発電量調整供給に係る発電設備等が調整電源に該当しない場合，受電地点において当社が発電契約者から受電する電気の３０分ごとの電力量の計画値（受電地点が複数ある場合はその合計といたします。）で，発電契約者があらかじめ電力広域的運営推進機関を通じて当社に通知する発電計画といたします。ただし，別表 11（発電計画・調達計画・販売計画）に定める当日計画の発電計画と調達計画の合計値が３０分ごとに販売計画の値と一致しない等の場合は，別表８（発電量調整受電計画電力量，接続対象計画電力量および需要抑制量調整受電計画電力量に関する取扱い）(1)のとおりといたします。

(5) 接続受電電力

接続受電電力は，接続供給の場合で，(6)の接続受電電力量の値を２倍した値とし，３０分ごとに算定いたします。

(6) 接続受電電力量

接続受電電力量は，３０分ごとの(12)の接続対象計画電力量といたします。

(7) 接続供給電力

接続供給電力は，(8)の接続供給電力量の値を２倍した値とし，供給地点ごとに，３０分ごとに算定いたします。

(8) 接続供給電力量

接続供給電力量は，供給地点ごとに，３０分ごとに，供給地点で計量された電力量といたします。ただし，特別高圧で常時利用される供給地点で，高圧で予備送電サービスを利用される場合には，予備送電サービスに係る接続供給電力量は，供給地点で計量された電力量を常時利用される電圧と同位の電圧にするために修正したものといたします。

また，料金の算定期間の接続供給電力量は，３０分ごとの接続供給電力量を，供給地点ごとに，料金の算定期間（ただし，契約者が供給地点を消滅させる場合は，直前の検針日から消滅日までの期間といたします。）において合計した値といたします。

なお，時間帯別接続送電サービスを適用する場合の料金の算定期間の時間帯別の接続供給電力量は，時間帯ごとに，３０分ごとの接続供給電力量を，供給地点ごとに，料金の算定期間（ただし，契約者が供給地点を消滅させる場合は，直前の検針日から消滅日までの期間といたします。）において合計した値といたします。ただし，19（接続送電サービス）(3)イ(ﾊ)および(ﾍ)の場合におけるその１月の夜間時間帯の接続供給電力量は，その１月の接続供給電力量からその１月の昼間時間帯の接続供給電力量を差し引いた値といたします。

(9) 接続対象電力

接続対象電力は，(10)の接続対象電力量の値を２倍した値とし，３０分ごとに算定いたします。

(10) 接続対象電力量

接続対象電力量は，３０分ごとに，イまたはロによって算定された値（供給地点が複数ある場合はその合計といたします。）といたします。

イ　需要場所が需要抑制バランシンググループに属さない場合または需要場所が需要抑制バランシンググループに属する場合で需要抑制契約者があらかじめ通知した(16)の需要抑制量調整受電計画電力量が零となるときは，次の式により算定された値といたします。

$$\text{接続供給電力量} \times \frac{1}{1-\text{損失率（32〔損失率〕に定める損失率といたします。）}}$$

ロ　需要抑制契約者があらかじめ通知した(16)の需要抑制量調整受電計画電力量が零をこえる場合は，あらかじめ定めた(ｲ)または(ﾛ)により算定された値といたします。

(ｲ) 需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量および需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量の算定方法として，(14)イを適用している場合は，次のａまたはｂによって算定された値

ａ　１ベースラインに係る需要場所を単一とする場合

(a) 当該需要場所に係る供給地点で計量された接続供給電力量を損失率で修正した値が，ベースラインを上回るとき。

$$\left\{\text{接続供給電力量} \times \frac{1}{1-\text{損失率（32〔損失率〕に定める損失率といたします。）}}\right\} - \text{需要抑制量調整受電計画電力量}$$

(b) 当該需要場所に係る供給地点で計量された接続供給電力量を損失率で修正した値が，ベースラインと一致またはベースラインを下回り，かつ，ベースラインから需要抑制量調整受電計画電力量を差し引いた値と一致または需要抑制量調整受電計画電力量を差し引いた値を上回るとき。

ベースライン － 需要抑制量調整受電計画電力量

(c) 当該需要場所に係る供給地点で計量された接続供給電力量を損失率で修正した値が，ベースラインから需要抑制量調整受電計画電力量を差し引いた値を下回るとき。

$$\text{接続供給電力量} \times \frac{1}{1 - \text{損失率（32〔損失率〕に定める損失率といたします。）}}$$

b 1ベースラインに係る需要場所を複数とする場合

(a) 当該需要場所に係る供給地点で計量された接続供給電力量を損失率で修正した値の合計値が，ベースラインを上回るとき。

当該需要場所に係る(d)によって算定された値の合計値 － 需要抑制量調整受電計画電力量

(b) 当該需要場所に係る供給地点で計量された接続供給電力量を損失率で修正した値の合計値が，ベースラインと一致またはベースラインを下回り，かつ，ベースラインから需要抑制量調整受電計画電力量を差し引いた値と一致またはベースラインから需要抑制量調整受電計画電力量を差し引いた値を上回るとき。

ベースライン － 需要抑制量調整受電計画電力量

(c) 当該需要場所に係る供給地点で計量された接続供給電力量を損失率で修正した値の合計値が，ベースラインから需要抑制量調整受電計画電力量を差し引いた値を下回るとき。

当該需要場所に係る(d)によって算定された値の合計値

(d) (a)および(c)にいう(d)によって算定された値とは，次の式により算定された値といたします。

$$\text{接続供給電力量} \times \frac{1}{1-\text{損失率（32〔損失率〕に定める損失率といたします。）}}$$

(ﾛ) 需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量および需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量の算定方法として，(14)ロを適用している場合は，次の式によって算定された値

ベースライン － 需要抑制量調整受電計画電力量

(11) 接続対象計画電力

接続対象計画電力は，(12)の接続対象計画電力量の値を２倍した値とし，３０分ごとに算定いたします。

(12) 接続対象計画電力量

接続対象計画電力量は，３０分ごとの接続対象電力量の計画値（供給地点が複数ある場合はその合計といたします。）で，契約者があらかじめ電力広域的運営推進機関を通じて当社に通知する需要想定値といたします。ただし，別表 10（需要計画・調達計画・販売計画）に定める当日計画の需要想定値に対する取引計画（調達計画から販売計画を差し引いたものといたします。）が３０分ごとに需要想定値と一致しない等の場合は，別表８（発電量調整受電計画電力量，接続対象計画電力量および需要抑制量調整受電計画電力量に関する取扱い）(2)のとおりといたします。

(13) 需要抑制量調整受電電力

需要抑制量調整受電電力は，(14)の需要抑制量調整受電電力量の値を２倍した値とし，３０分ごとに算定いたします。

(14) 需要抑制量調整受電電力量

需要抑制量調整受電電力量は，当社が需要抑制契約者から受電する３０分ごとの電力量で，需要場所ごとに，あらかじめ定めたイまたはロによって算定された値といたします。

イ　需要抑制量調整受電計画電力量を上限として，需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量および需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量を算定する場合は，次の式によって算定された値

(ｲ) 当該需要場所に係る供給地点で計量された接続供給電力量を損失率で修正した値（１ベースラインに係る需要場所を複数とする場合は，当該需要場所に係る供給地点で計量された接続供給電力量を損失率で修正した値の合計値

といたします。）が，ベースラインを上回る場合

需要抑制量調整受電電力量 ＝ 0

(ﾛ) 当該需要場所に係る供給地点で計量された接続供給電力量を損失率で修正した値（１ベースラインに係る需要場所を複数とする場合は，当該需要場所に係る供給地点で計量された接続供給電力量を損失率で修正した値の合計値といたします。）がベースラインと一致またはベースラインを下回り，かつ，ベースラインから需要抑制量調整受電計画電力量を差し引いた値と一致またはベースラインから需要抑制量調整受電計画電力量を差し引いた値を上回る場合

需要抑制量調整受電電力量

$$= \text{ベースライン} - \left\{ \text{接続供給電力量} \times \frac{1}{1 - \text{損失率（32〔損失率〕に定める損失率といたします。）}} \right\}$$

(ﾊ) 当該需要場所に係る供給地点で計量された接続供給電力量を損失率で修正した値（１ベースラインに係る需要場所を複数とする場合は，当該需要場所に係る供給地点で計量された接続供給電力量を損失率で修正した値の合計値といたします。）が，ベースラインから需要抑制量調整受電計画電力量を差し引いた値を下回る場合

需要抑制量調整受電電力量 ＝ 需要抑制量調整受電計画電力量

ﾛ イ以外の場合は，次の式によって算定された値（１ベースラインに係る需要場所を複数とする場合，ベースラインから差し引く値は，当該需要場所に係る供給地点で計量された接続供給電力量を損失率で修正した値の合計値といたします。）

需要抑制量調整受電電力量

$$= \text{ベースライン} - \left\{ \text{接続供給電力量} \times \frac{1}{1 - \text{損失率（32〔損失率〕に定める損失率といたします。）}} \right\}$$

ただし，上式の値が負となる場合，需要抑制量調整受電電力量は零といたし

ます。

(15) 需要抑制量調整受電計画電力

需要抑制量調整受電計画電力は，(16)の需要抑制量調整受電計画電力量の値を２倍した値とし，３０分ごとに算定いたします。

(16) 需要抑制量調整受電計画電力量

需要抑制量調整受電計画電力量は，当社が需要抑制契約者から受電する電気の３０分ごとの電力量の計画値で，需要場所ごとに，需要抑制契約者があらかじめ電力広域的運営推進機関を通じて当社に通知する需要抑制計画値といたします。ただし，１ベースラインに係る需要場所を複数とする場合は，当該ベースラインにもとづく需要抑制量調整受電計画電力量といたします。また，別表 12（需要抑制計画・調達計画・販売計画・ベースライン）に定める当日計画の調達計画が３０分ごとに販売計画の値と一致しない等の場合は，別表８（発電量調整受電計画電力量，接続対象計画電力量および需要抑制量調整受電計画電力量に関する取扱い）(3)のとおりといたします。

(17) ベースライン

ベースラインは，需要抑制量調整供給に係る需要抑制を行なわない場合の需要場所に係る供給地点で計量される接続供給電力量を損失率で修正した電力量の計画値で，需要場所ごと（15〔供給および契約の単位〕(1)イまたはロの場合は１接続送電サービスまたは１臨時接続送電サービスごとといたします。）に，需要抑制契約者があらかじめ電力広域的運営推進機関を通じて当社に通知するものといたします。ただし，需要抑制契約者が１ベースラインに係る需要場所を複数とする場合は，当該複数の需要場所に対して１ベースラインといたします。

(18) 最大連系電力等

最大連系電力等は，次のとおりといたします。

イ　低圧で受電する場合

発電量調整受電電力の最大値といたします。

ロ　高圧または特別高圧で受電する場合

３０分ごとの連系電力の最大値であって，記録型計量器により計量される値といたします。

(19) 最大需要電力等

最大需要電力等は，次のとおりといたします。

イ　低圧で供給する場合

接続供給電力の最大値といたします。

ロ　高圧または特別高圧で供給する場合

３０分ごとの需要電力の最大値であって，記録型計量器により計量される値といたします。

なお，当社が分割接続供給を行なう供給地点における，それぞれの契約者に係る最大需要電力等は，次のとおりといたします。

(ｲ) 15（供給および契約の単位）(2)イ(ｲ)により当社が分割接続供給を行なう場合

非需要追随供給者に係る最大需要電力等および需要追随供給者に係る最大需要電力等は，それぞれの契約者に係る接続供給電力の最大値等といたします。

(ﾛ) 15（供給および契約の単位）(2)イ(ﾛ)により当社が分割接続供給を行なう場合

a　当該供給地点における最大需要電力等が非需要追随供給者に係る接続送電サービス契約電力または臨時接続送電サービス契約電力と一致または上回る場合

非需要追随供給者に係る最大需要電力等は，当該契約者に係る接続送電サービス契約電力または臨時接続送電サービス契約電力とし，需要追随供給者に係る最大需要電力等は，当該供給地点における最大需要電力等から，非需要追随供給者に係る接続送電サービス契約電力または臨時接続送電サービス契約電力を差し引いた値といたします。

b　当該供給地点における最大需要電力等が非需要追随供給者に係る接続送電サービス契約電力または臨時接続送電サービス契約電力を下回る場合

非需要追随供給者に係る最大需要電力等は，当該供給地点における最大需要電力等とし，需要追随供給者に係る最大需要電力等は，零といたします。

(ﾊ) 15（供給および契約の単位）(2)ロにより当社が分割接続供給を行なう場合

それぞれの契約者に係る最大需要電力等は，それぞれの契約者に係る接続供給電力の最大値等といたします。

(20) 発電量調整受電計画差対応補給電力量

発電量調整受電計画差対応補給電力量は，発電バランシンググループごとにイまたはロによって算定された値の合計といたします。

イ　発電量調整供給に係る発電設備等が調整電源に該当する場合で，(2)イにより計量された３０分ごとの発電量調整受電電力量が(4)イにより通知されたその３０分における発電量調整受電計画電力量を下回るときに，３０分ごとに，次の式により算定された値といたします。ただし，発電量調整受電計画差対応補給電力量の算定上，調整電源の故障等が発生した場合を除き，(2)イにかかわらず，その３０分ごとの発電量調整受電計画電力量をその３０分ごとの発電量調整受電電力量とみなします。

発電量調整受電計画差対応補給電力量
＝ 発電量調整受電計画電力量 － 発電量調整受電電力量

ロ　発電量調整供給に係る発電設備等が調整電源に該当しない場合は，次の(ｲ)，(ﾛ)および(ﾊ)によって算定された値といたします。

(ｲ)　(2)ロにより計量された３０分ごとの発電量調整受電電力量が(4)ロにより通知されたその３０分における発電量調整受電計画電力量を下回る場合に，３０分ごとに，次の式により算定された値といたします。

発電量調整受電計画差対応補給電力量
＝ 発電量調整受電計画電力量 － 発電量調整受電電力量

(ﾛ)　次の場合で，給電指令時補給を行なったときは，発電量調整受電計画差対応補給電力量の算定上，(2)ロにかかわらず，当該発電設備等の３０分ごとの発電量調整受電計画電力量を当該受電地点における３０分ごとの発電量調整受電電力量とみなします。この場合，当該発電設備等の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量の算定上，当該受電地点のみによる発電バランシンググループが設定されているとみなし，その発電量調整受電計画差対応補給電力量は，３０分ごとに，次の式により算定された値といたします。

発電量調整受電計画差対応補給電力量
＝発電量調整受電計画電力量－発電量調整受電電力量

a　当社が指定する要件を有する発電設備等であって別途当社と給電指令時補給電力料金に関する契約を締結する設備に対して出力の抑制を実施した場合

b　40（給電指令の実施等）(2)イの場合で，原則として３０分ごとの実需給

の開始時刻の１時間前以降に発電量調整供給に係る発電設備等に対してあらかじめ当社が指定した送電線 1 回線，変圧器 1 台その他の電力設備の単一故障の発生時に保護装置により行なわれるすみやかな発電抑制または発電遮断（以下「Ｎ－１電制」といいます。）を実施したとき。

c　40（給電指令の実施等）(2)ホの場合で，発電量調整供給に係る発電設備等に対して出力の抑制を実施したとき。

d　40（給電指令の実施等）(2)への場合で，ファーム電源に対して出力の抑制を実施したとき。

(ﾊ)　次の場合で，給電指令時補給を行なったときは，発電量調整受電計画差対応補給電力量の算定上，(2)ロにかかわらず，当該発電設備等の３０分ごとの発電量調整受電計画電力量を当該受電地点における３０分ごとの発電量調整受電電力量とみなします。この場合，当該発電設備等の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量の算定上，当該受電地点のみによる発電バランシンググループが設定されているとみなし，その発電量調整受電計画差対応補給電力量は，３０分ごとに，次により算定された値といたします。

a　40（給電指令の実施等）(2)イ，ロ，ハまたはトの場合の給電指令等および 40（給電指令の実施等）(2)ホの場合の給電指令等により，同時に出力の抑制を実施した場合

(a)　発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が，40（給電指令の実施等）(2)ホによる出力抑制対象電力量（40〔給電指令の実施等〕(2)ホの場合の出力の抑制に係る電力量をいいます。）を下回る場合

40（給電指令の実施等）(2)ホによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，次の式により算定された値とし，40（給電指令の実施等）(2)イ，ロ，ハまたはトによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，零といたします。

発電量調整受電計画差対応補給電力量
＝発電量調整受電計画電力量－発電量調整受電電力量

(b)　発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値

が，40（給電指令の実施等）(2)ホによる出力抑制対象電力量と一致または上回る場合

40（給電指令の実施等）(2)ホによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，40（給電指令の実施等）(2)ホによる出力抑制対象電力量とし，40（給電指令の実施等）(2)イ，ロ，ハまたはトによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，次の式により算定された値といたします。

発電量調整受電計画差対応補給電力量
＝発電量調整受電計画電力量
－40（給電指令の実施等）(2)ホによる出力抑制対象電力量
－発電量調整受電電力量

b　ファーム電源に対して，40（給電指令の実施等）(2)イ，ロ，ハまたはトの場合の給電指令等および40（給電指令の実施等）(2)への場合の給電指令等により，同時に出力の抑制を実施した場合

(a)　発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が，40（給電指令の実施等）(2)へによる出力抑制対象電力量（40〔給電指令の実施等〕(2)への場合の出力の抑制に係る電力量をいいます。）を下回る場合

40（給電指令の実施等）(2)へによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，次の式により算定された値とし，40（給電指令の実施等）(2)イ，ロ，ハまたはトによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，零といたします。

発電量調整受電計画差対応補給電力量
＝発電量調整受電計画電力量－発電量調整受電電力量

(b)　発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が，40（給電指令の実施等）(2)へによる出力抑制対象電力量と一致または上回る場合

40（給電指令の実施等）(2)へによって出力の抑制を実施した場合の給

電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，40（給電指令の実施等）(2)へによる出力抑制対象電力量とし，40（給電指令の実施等）(2)イ，ロ，ハまたはトによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，次の式により算定された値といたします。

発電量調整受電計画差対応補給電力量
＝発電量調整受電計画電力量
－40（給電指令の実施等）(2)へによる出力抑制対象電力量
－発電量調整受電電力量

c　ノンファーム電源であり，かつ，当社が指定する要件を有する発電設備等であって別途当社と給電指令時補給電力料金に関する契約を締結する設備に対して，40（給電指令の実施等）(2)への場合の給電指令等および 40（給電指令の実施等）(2)トの場合の給電指令等により，同時に出力の抑制を実施した場合

(a)　発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が，40（給電指令の実施等）(2)へによる出力抑制対象電力量を下回る場合

40（給電指令の実施等）(2)へによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，次の式により算定された値とし，40（給電指令の実施等）(2)トによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，零といたします。

発電量調整受電計画差対応補給電力量
＝発電量調整受電計画電力量－発電量調整受電電力量

(b)　発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が，40（給電指令の実施等）(2)へによる出力抑制対象電力量と一致または上回る場合

40（給電指令の実施等）(2)へによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，40（給電指令の実施等）(2)へによる出力抑制対象電力量とし，40（給電指令の実

施等）(2)トによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，次の式により算定された値といたします。

発電量調整受電計画差対応補給電力量
＝発電量調整受電計画電力量
－40（給電指令の実施等）(2)ヘによる出力抑制対象電力量
－発電量調整受電電力量

d　40（給電指令の実施等）(2)ホの場合の給電指令等および40（給電指令の実施等）(2)ヘの場合の給電指令等により，同時に出力の抑制を実施した場合

(a)　発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が，40（給電指令の実施等）(2)ヘによる出力抑制対象電力量を下回る場合

40（給電指令の実施等）(2)ヘによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，次の式により算定された値とし，40（給電指令の実施等）(2)ホによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，零といたします。

発電量調整受電計画差対応補給電力量
＝発電量調整受電計画電力量－発電量調整受電電力量

(b)　発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が，40（給電指令の実施等）(2)ヘによる出力抑制対象電力量と一致または上回る場合

40（給電指令の実施等）(2)ヘによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，40（給電指令の実施等）(2)ヘによる出力抑制対象電力量とし，40（給電指令の実施等）(2)ホによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，次の式により算定された値といたします。

発電量調整受電計画差対応補給電力量

＝発電量調整受電計画電力量

－40（給電指令の実施等）(2)ヘによる出力抑制対象電力量

－発電量調整受電電力量

e　40（給電指令の実施等）(2)イ，ロ，ハまたはトの場合の給電指令等，40（給電指令の実施等）(2)ホの場合の給電指令等および40（給電指令の実施等）(2)への場合の給電指令等により，同時に出力の抑制を実施した場合

(a)　発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が，40（給電指令の実施等）(2)ヘによる出力抑制対象電力量を下回る場合

40（給電指令の実施等）(2)ヘによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，次の式により算定された値とし，40（給電指令の実施等）(2)イ，ロ，ハまたはトによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給および40（給電指令の実施等）(2)ホによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，零といたします。

発電量調整受電計画差対応補給電力量

＝発電量調整受電計画電力量－発電量調整受電電力量

(b)　発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が，40（給電指令の実施等）(2)ヘによる出力抑制対象電力量と一致または上回り，かつ，40（給電指令の実施等）(2)ヘによる出力抑制対象電力量に40（給電指令の実施等）(2)ホによる出力抑制対象電力量を加えた値を下回る場合

40（給電指令の実施等）(2)ヘによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，40（給電指令の実施等）(2)ヘによる出力抑制対象電力量とし，40（給電指令の実施等）(2)ホによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，次の式により算定された値とし，40（給電指令の実施等）(2)イ，ロ，ハまたはトによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，零といたします。

発電量調整受電計画差対応補給電力量
＝発電量調整受電計画電力量
－40（給電指令の実施等）(2)へによる出力抑制対象電力量
－発電量調整受電電力量

(c) 発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が，40（給電指令の実施等）(2)へによる出力抑制対象電力量に 40（給電指令の実施等）(2)ホによる出力抑制対象電力量を加えた値と一致または上回る場合

40（給電指令の実施等）(2)ホによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，40（給電指令の実施等）(2)ホによる出力抑制対象電力量とし，40（給電指令の実施等）(2)へによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，40（給電指令の実施等）(2)へによる出力抑制対象電力量とし，40（給電指令の実施等）(2)イ，ロ，ハまたはトによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，次の式により算定された値といたします。

発電量調整受電計画差対応補給電力量
＝発電量調整受電計画電力量
－40（給電指令の実施等）(2)ホによる出力抑制対象電力量
－40（給電指令の実施等）(2)へによる出力抑制対象電力量
－発電量調整受電電力量

(21) 発電量調整受電計画差対応余剰電力量

発電量調整受電計画差対応余剰電力量は，発電バランシンググループごとにイまたはロによって算定された値の合計といたします。

イ 発電量調整供給に係る発電設備等が調整電源に該当する場合で，(2)イにより計量された３０分ごとの発電量調整受電電力量が(4)イにより通知されたその３０分における発電量調整受電計画電力量を上回るときに，３０分ごとに，次の式により算定された値といたします。ただし，発電量調整受電計画差対応余剰電力量の算定上，調整電源の故障等が発生した場合を除き，(2)イにかかわら

ず，その３０分ごとの発電量調整受電計画電力量をその３０分ごとの発電量調整受電電力量とみなします。

発電量調整受電計画差対応余剰電力量
＝ 発電量調整受電電力量 － 発電量調整受電計画電力量

ロ　発電量調整供給に係る発電設備等が調整電源に該当しない場合で，(2)ロにより計量された３０分ごとの発電量調整受電電力量が(4)ロにより通知されたその３０分における発電量調整受電計画電力量を上回るときに，３０分ごとに，次の式により算定された値といたします。ただし，当社が指定する要件を有する発電設備等であって別途当社と給電指令時補給電力料金に関する契約を締結する設備に対して出力の抑制を実施し，給電指令時補給を行なった場合，40（給電指令の実施等）(2)イの場合で，原則として３０分ごとの実需給の開始時刻の１時間前以降に発電量調整供給に係る発電設備等に対してＮ－１電制を実施し，給電指令時補給を行なったとき，40（給電指令の実施等）(2)ホの場合で，発電量調整供給に係る発電設備等に対して出力の抑制を実施し，給電指令時補給を行なったときまたは 40（給電指令の実施等）(2)への場合で，ファーム電源に対して出力の抑制を実施し，給電指令時補給を行なったときは，発電量調整受電計画差対応余剰電力量の算定上，(2)ロにかかわらず，当該発電設備等の３０分ごとの発電量調整受電計画電力量を当該受電地点における３０分ごとの発電量調整受電電力量とみなします。この場合，当該発電設備等の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量の算定上，当該受電地点のみによる発電バランシンググループが設定されているとみなし，その発電量調整受電計画差対応補給電力量の算定は，(20)ロによるものといたします。

発電量調整受電計画差対応余剰電力量
＝ 発電量調整受電電力量 － 発電量調整受電計画電力量

(22) 接続対象計画差対応補給電力量

接続対象計画差対応補給電力量は，３０分ごとの接続対象電力量がその３０分における接続対象計画電力量を上回る場合に，３０分ごとに，次の式により算定された値といたします。ただし，接続対象計画差対応補給電力量の算定上，調整負荷の使用に係る調整を行なった場合は，(8)にかかわらず，当該供給地点で計量された３０分ごとの電力量に当社または当社の供給区域で事業を営む配電事業者

が行なった電気の使用に係る調整にもとづきその３０分ごとに算定された値を加えた値を，当該供給地点におけるその３０分ごとの接続供給電力量とみなし，接続対象電力量を算定いたします。

接続対象計画差対応補給電力量 ＝ 接続対象電力量 － 接続対象計画電力量

(23) 接続対象計画差対応余剰電力量

接続対象計画差対応余剰電力量は，３０分ごとの接続対象電力量がその３０分における接続対象計画電力量を下回る場合に，３０分ごとに，次の式により算定された値といたします。ただし，接続対象計画差対応余剰電力量の算定上，調整負荷の使用に係る調整を行なった場合は，(8)にかかわらず，当該供給地点で計量された３０分ごとの電力量に当社または当社の供給区域で事業を営む配電事業者が行なった電気の使用に係る調整にもとづきその３０分ごとに算定された値を加えた値を，当該供給地点におけるその３０分ごとの接続供給電力量とみなし，接続対象電力量を算定いたします。

接続対象計画差対応余剰電力量 ＝ 接続対象計画電力量 － 接続対象電力量

(24) 需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量

需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量は，３０分ごとの(14)の需要抑制量調整受電電力量がその３０分における(16)の需要抑制量調整受電計画電力量を下回る場合に，需要抑制バランシンググループごとに，３０分ごとに，次の式により算定された値の合計といたします。ただし，需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量の算定上，調整負荷の使用に係る調整を行なった場合は，(14)イまたはロにかかわらず，当該需要場所に係る接続供給電力量を損失率で修正した値が，ベースラインを上回るとき，またはベースラインを下回り，かつ，ベースラインから需要抑制量調整受電計画電力量を差し引いた値を上回るときは，当該需要場所に係る需要抑制量調整受電計画電力量を当該需要場所に係る需要抑制量調整受電電力量とみなします。

需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量

＝ 需要抑制量調整受電計画電力量 － 需要抑制量調整受電電力量

ただし，需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量の算定方法として(14)ロを適用している場合で，３０分ごとの(14)の需要抑制量調整受電電力量が零となるときの上式は，次のとおりといたします。

需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量

$$= \text{需要抑制量調整受電計画電力量} + \frac{\text{接続供給電力量}}{\text{１－損失率（32〔損失率〕に定める損失率といたします。）}} - \text{ベースライン}$$

(25) 需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量

需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量は，３０分ごとの(14)の需要抑制量調整受電電力量がその３０分における(16)の需要抑制量調整受電計画電力量を上回る場合に，需要抑制バランシンググループごとに，３０分ごとに，次の式により算定された値の合計といたします。ただし，需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量の算定上，調整負荷の使用に係る調整を行なった場合は，(14)ロにかかわらず，当該需要場所に係る接続供給電力量を損失率で修正した値が，ベースラインの値から需要抑制量調整受電計画電力量を差し引いた値を下回るときは，当該需要場所に係る需要抑制量調整受電計画電力量を当該需要場所に係る需要抑制量調整受電電力量とみなします。

需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量

＝ 需要抑制量調整受電電力量 － 需要抑制量調整受電計画電力量

(26) 定額接続送電サービスの適用を受ける場合の電力量は，別表９（電力量の協定）を基準として，あらかじめ契約者と当社との協議によって定めます。この場合，協議により定めた値を，供給地点で計量された電力量といたします。

(27) 定額接続送電サービスの適用を受ける場合を除き，技術上，経済上やむをえない場合等特別の事情がある場合で，計量器を取り付けないときの電力量または最大需要電力等は，別表９（電力量の協定）を基準として，あらかじめ契約者と当社との協議（分割接続供給の場合は，双方の契約者と当社との協議といたします。）によって定めます。この場合，協議により定めた値を，供給地点で計量された電力量または最大需要電力等といたします。

(28) 28（検針日）(2)または(4)の場合で，検針を行なわなかったときの電力量，最大連系電力等または最大需要電力等は，別表９（電力量の協定）を基準として，契約者または発電契約者と当社との協議（分割接続供給の場合は，双方の契約者と当社との協議といたします。）によって定めます。この場合，協議により定めた値を，受電地点または供給地点で計量された電力量，最大連系電力等または最大需

要電力等といたします。

(29) 15（供給および契約の単位）(1)において，１需要場所または１発電場所につき，複数計量をもって託送供給または発電量調整供給を行なう場合で，特別の事情があるときは，その需要場所または発電場所における３０分ごとの電力および電力量の算定は，計量器ごとに計量された電力および電力量をそれぞれ３０分ごとに合計することがあります。

(30) その他

イ　受電地点において他の発電量調整供給契約等と同一計量する場合は，３０分ごとに，受電地点において計量された電力量を原則として 38（託送供給等の実施）によりあらかじめ定められたその３０分に対する電力量の計画値および仕訳に係る順位にもとづいて仕訳いたします。ただし，発電契約者から発電場所において発電契約者等の負担により，発電契約者等で取り付けた計量器により計量された発電設備等ごとの電力量にもとづく仕訳の申出がある場合で，当社が適当と認めるときは，３０分ごとに，受電地点において計量された電力量を当該受電地点における発電設備等ごとの計量器により計量された電力量にもとづいて仕訳することがあります。この場合，仕訳に必要となる発電設備等ごとの電力量は，契約者または発電契約者から当社に通知していただきます。

なお，３０分ごとに，受電地点において計量された電力量の仕訳を行なう場合は，電力および電力量の算定上，仕訳後の電力量を受電地点で計量された電力量とみなします。

ロ　分割接続供給の場合の３０分ごとの供給地点で計量された電力量は，次により仕訳いたします。この場合，電力および電力量の算定上，仕訳後の電力量を供給地点で計量された電力量とみなします。

(ｲ) 15（供給および契約の単位）(2)イ(ｲ)により当社が分割接続供給を行なう場合

ａ　供給地点で計量された電力量が通告電力量を下回る場合

原則として，非需要追随供給者に係る電力量は，供給地点で計量された電力量とし，需要追随供給者に係る電力量は，零といたします。

ｂ　供給地点で計量された電力量が通告電力量と一致または上回る場合

非需要追随供給者に係る電力量は，通告電力量とし，需要追随供給者に係る電力量は，次の式によります。

需要追随供給者に係る電力量

＝ 供給地点で計量された電力量 － 通告電力量

(ﾛ) 15（供給および契約の単位）(2)イ(ﾛ)により当社が分割接続供給を行なう場合

a　供給地点で計量された電力量がベース電力量を下回る場合

原則として，非需要追随供給者に係る電力量は，供給地点で計量された電力量とし，需要追随供給者に係る電力量は，零といたします。

b　供給地点で計量された電力量がベース電力量と一致または上回る場合

非需要追随供給者に係る電力量は，ベース電力量とし，需要追随供給者に係る電力量は，次の式によります。

需要追随供給者に係る電力量

＝ 供給地点で計量された電力量 － ベース電力量

(ﾊ) 15（供給および契約の単位）(2)ロにより当社が分割接続供給を行なう場合

それぞれの契約者の供給時間帯によって仕訳いたします。

ただし，33（料金の算定）(12)または(13)にもとづき料金の調整を行なうために，１供給地点につき，１接続送電サービスまたは１臨時接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービス料金または臨時接続送電サービス料金を算定するときには，電力および電力量の算定上，仕訳前の電力量を供給地点で計量された電力量といたします。

ハ　電力量の算定を行なうために必要な事項については，あらかじめ契約者，発電契約者または需要抑制契約者と当社との協議によって定めます。

(31) 計量器の故障等により電力量，最大連系電力等または最大需要電力等を正しく計量できない場合には，電力量，最大連系電力等または最大需要電力等は，別表９（電力量の協定）を基準として，契約者または発電契約者と当社との協議（分割接続供給の場合は，双方の契約者と当社との協議といたします。）によって定めます。この場合，協議により定めた値を，受電地点または供給地点で計量された電力量，最大連系電力等または最大需要電力等といたします。ただし，その１月の電力量の合計が計量できている場合で，３０分ごとの電力量を正しく計量できないときまたは計量情報等を伝送することができないときは，３０分ごとの電力量は，原則として，別表９（電力量の協定）(3)を基準として定め，定めた値を，受電地点または供給地点で計量された電力量といたします。

32　損失率

この約款で用いる損失率は，次のとおりといたします。

低圧で供給する場合	７．８ﾊﾟｰｾﾝﾄ
高圧で供給する場合	３．４ﾊﾟｰｾﾝﾄ
特別高圧で供給する場合	１．３ﾊﾟｰｾﾝﾄ

33　料金の算定

(1)　送電サービス料金，系統連系受電サービス料金，発電量調整受電計画差対応補給電力料金，発電量調整受電計画差対応余剰電力料金，接続対象計画差対応補給電力料金，接続対象計画差対応余剰電力料金，需要抑制量調整受電計画差対応補給電力料金，需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力料金および給電指令時補給電力料金は，次の場合を除き，料金の算定期間を「１月」として算定いたします。

イ　接続供給，発電量調整供給もしくは需要抑制量調整供給を開始し，または接続供給契約，発電量調整供給契約，系統連系受電契約もしくは需要抑制量調整供給契約が消滅した場合

ロ　契約者が供給地点を新たに設定し，供給地点への接続供給を再開し，もしくは停止し，または供給地点を消滅させる場合

ハ　発電契約者が受電地点を新たに設定し，受電地点からの発電量調整供給を再開し，もしくは停止し，または受電地点を消滅させる場合

ニ　接続送電サービスの種別，臨時接続送電サービスの種別，予備送電サービスの種別，接続送電サービス契約電力，接続送電サービス契約電流，接続送電サービス契約容量，臨時接続送電サービス契約電流，臨時接続送電サービス契約容量，臨時接続送電サービス契約電力，予備送電サービス契約電力，ピークシフト電力，契約受電電力，同時最大受電電力等を変更したことにより，料金に変更があった場合

ホ　29（料金の算定期間）(1)イの場合で供給側検針期間の日数がその供給側検針期間の始期に対応する検針の基準となる日の属する月の日数に対し，５日を上回り，または下回るとき。

ヘ　29（料金の算定期間）(1)ロの場合で供給側計量期間の日数がその供給側計量期間の始期に対応する検針の基準となる日の属する月の日数に対し，５日を上回り，または下回るとき。

ト　29（料金の算定期間）(2)イの場合で受電側検針期間の日数がその受電側検針期間の始期に対応する検針の基準となる日の属する月の日数に対し，５日を上回り，または下回るとき。

チ　29（料金の算定期間）(2)ロの場合で受電側計量期間の日数がその受電側計量期間の始期に対応する検針の基準となる日の属する月の日数に対し，５日を上回り，または下回るとき。

リ　分割接続供給を開始し，または解消したとき。

(2) 当社は，(1)ロ，ハ，ニ，ホ，ヘ，ト，チまたはリの場合は，基本料金，定額接続送電サービスの料金，予備送電サービス料金，ピークシフト割引額および系統設備効率化割引額について，次の式により日割計算をいたします。

イ　基本料金，定額接続送電サービスの料金または予備送電サービス料金を日割りする場合

$$\text{１月の該当料金} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{供給側検針期間または受電側検針期間の日数}}$$

ただし，(1)ホ，ヘ，トまたはチに該当する場合は，

$$\text{１月の該当料金} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{歴日数}}$$

といたします。

ロ　ピークシフト割引額または系統設備効率化割引額を日割りする場合

$$\text{１月の該当割引額} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{供給側検針期間または受電側検針期間の日数}}$$

ただし，(1)ホ，ヘ，トまたはチに該当する場合は，

$$\text{１月の該当割引額} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$$

といたします。

(3) (1)ロの場合により日割計算をするときは，日割計算対象日数には契約者が供給

地点を新たに設定する日および再開日を含み，停止日および消滅日を除きます。

また，(1)ニの場合により日割計算をするときは，変更後の料金は，変更のあった日から適用いたします。

(4) (1)ハの場合により日割計算をするときは，日割計算対象日数には発電契約者が受電地点を新たに設定する日および再開日を含み，停止日および消滅日を除きます。

また，(1)ニの場合により日割計算をするときは，変更後の料金は，変更のあった日から適用いたします。

(5) 契約者が供給地点を新たに設定し，もしくは供給地点を消滅させる場合，または発電契約者が受電地点を新たに設定し，もしくは受電地点を消滅させる場合の(2)イおよびロにいう供給側検針期間または受電側検針期間の日数は，次のとおりといたします。

イ　供給地点または受電地点を新たに設定した場合

供給地点または受電地点を新たに設定した日の直前のその供給地点または受電地点の属する検針区域の検針日から，その供給地点または受電地点を新たに設定した直後の検針日の前日までの日数といたします。

ロ　供給地点または受電地点を消滅させる場合

消滅日の直前の検針日から，当社が次回の検針日として契約者または発電契約者にあらかじめお知らせした日の前日までの日数といたします。

(6) 定額接続送電サービスの適用を受ける場合または 31(電力および電力量の算定)(27)の場合は，契約者が供給地点を新たに設定し，または供給地点を消滅させるときの(2)イおよびロにいう供給側検針期間の日数は，(5)に準ずるものといたします。この場合，(5)にいう検針日は，その供給地点の属する検針区域の検針日とし，当社が次回の検針日として契約者にあらかじめお知らせした日は，消滅日の直後のその供給地点の属する検針区域の検針日といたします。

(7) 29（料金の算定期間）(1)ロの場合は，(2)イおよびロにいう供給側検針期間の日数は，供給側計量期間の日数といたします。ただし，契約者が供給地点を新たに設定し，または供給地点を消滅させる場合の(2)イおよびロにいう供給側検針期間の日数は，(5)に準ずるものといたします。この場合，(5)にいう検針日は，計量日といたします。

(8) 29（料金の算定期間）(2)ロの場合は，(2)イおよびロにいう受電側検針期間の日数は，受電側計量期間の日数といたします。ただし，発電契約者が受電地点を

新たに設定し，または受電地点を消滅させる場合の(2)イおよびロにいう受電側検針期間の日数は，(5)に準ずるものといたします。この場合，(5)にいう検針日は，計量日といたします。

(9) 契約者が供給地点を新たに設定し，もしくは供給地点を消滅させる場合，または発電契約者が受電地点を新たに設定し，もしくは受電地点を消滅させる場合の(2)イおよびロにいう暦日数は，次のとおりといたします。

イ　供給地点または受電地点を新たに設定した場合

その供給地点または受電地点の属する検針区域の検針の基準となる日（その供給地点または受電地点を新たに設定した日が含まれる供給側検針期間または受電側検針期間の始期に対応するものといたします。）の属する月の日数といたします。

ロ　供給地点または受電地点を消滅させる場合

その供給地点または受電地点の属する検針区域の検針の基準となる日（消滅日の前日が含まれる供給側検針期間または受電側検針期間の始期に対応するものといたします。）の属する月の日数といたします。

(10) 高圧または特別高圧で供給する場合で，力率に変更があるときは，次により基本料金を算定いたします。

イ　力率に変更を生ずるような負荷設備の変更等がある場合は，その前後の力率にもとづいて，(2)イにより日割計算をいたします。

ロ　負荷設備の変更等がない場合で，協議によって力率を変更するときは，変更の日を含むその１月から変更後の力率によります。

(11) 供給地点への接続供給または受電地点における発電量調整供給の停止期間中の料金の日割計算を行なう場合は，(2)イおよびロの日割計算対象日数は，停止期間中の日数といたします。この場合，停止期間中の日数には，接続供給または発電量調整供給を停止した日を含み，接続供給または発電量調整供給を再開した日は含みません。また，停止日に接続供給または発電量調整供給を再開する場合は，その日は停止期間中の日数には含みません。

(12) 当社が分割接続供給を行なう供給地点において，それぞれの契約者に係る接続送電サービス料金の合計と，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービス料金との間に差が生ずるときは，次のとおり接続送電サービス料金の調整を行ないます。

イ　15（供給および契約の単位）(2)イにより当社が分割接続供給を行なう場合

(ｲ) それぞれの契約者に係る接続送電サービス料金の合計額が，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービス料金を上回る場合は，その差額を非需要追随供給者に係る接続送電サービス料金から差し引きます。

(ﾛ) それぞれの契約者に係る接続送電サービス料金の合計額が，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービス料金を下回る場合は，その差額を非需要追随供給者に係る接続送電サービス料金に加算いたします。

ロ　15（供給および契約の単位）(2)ロにより当社が分割接続供給を行なう場合

(ｲ) それぞれの契約者に係る接続送電サービス料金の合計額が，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービス料金を上回る場合は，その差額をあらかじめ定めた契約者に係る接続送電サービス料金から差し引きます。

(ﾛ) それぞれの契約者に係る接続送電サービス料金の合計額が，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービス料金を下回る場合は，その差額をあらかじめ定めた契約者に係る接続送電サービス料金に加算いたします。

(13) 当社が分割接続供給を行なう供給地点において，それぞれの契約者に係る臨時接続送電サービス料金の合計と，１供給地点につき，１臨時接続送電サービスを適用した場合の臨時接続送電サービス料金との間に差が生ずるときは，(12)に準じて臨時接続送電サービス料金の調整を行ないます。

(14) 当社が分割接続供給を行なう供給地点において，予備送電サービスをあわせて適用し，それぞれの契約者に係る予備送電サービス料金の合計と，１供給地点につき，１予備送電サービスを適用した場合の予備送電サービス料金との間に差が生ずるときは，(12)に準じて予備送電サービス料金の調整を行ないます。

34　支払義務の発生および支払期日

(1) 日程等別料金の支払義務は，18（料金）(1)ロに定める供給側料金算定日に発生いたします。

(2) 系統連系受電サービス料金の支払義務は，18（料金）(3)ロに定める受電側料金算定日に発生いたします。

(3) 発電量調整受電計画差対応補給電力料金，発電量調整受電計画差対応余剰電力

料金，接続対象計画差対応補給電力料金，接続対象計画差対応余剰電力料金，需要抑制量調整受電計画差対応補給電力料金，需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力料金および給電指令時補給電力料金の支払義務は，特別の事情がある場合を除き，料金の算定期間の翌々月の第５営業日（営業日は当社が定めます。）に発生いたします。ただし，28（検針日）(5)の場合で，料金の算定期間の翌々月の第５営業日以降に実際に検針を行なった場合，または 31（電力および電力量の算定）(31)の場合で，料金の算定期間の翌々月の第５営業日以降に電力量を協議によって定めた場合は，その日といたします。

(4) (1)の日程等別料金，(2)の系統連系受電サービス料金または(3)の料金のうち発電量調整受電計画差対応補給電力料金，接続対象計画差対応補給電力料金，需要抑制量調整受電計画差対応補給電力料金もしくは給電指令時補給電力料金は，次の場合を除き，支払義務発生日の翌日から起算して３０日目の日（以下「支払期日」といいます。）までに支払っていただきます。ただし，支払義務発生日の翌日から起算して３０日目の日が金融機関の休業日の場合の支払期日は翌営業日といたします。

イ　56（解約等）(1)により解約となった場合

ロ　契約者，発電契約者，発電者または需要抑制契約者が振り出しもしくは引き受けた手形または振り出した小切手について銀行取引停止処分を受ける等支払停止状態に陥った場合

ハ　契約者，発電契約者，発電者または需要抑制契約者が破産手続き開始，再生手続き開始，更生手続き開始，特別清算開始もしくはこれらに類する法的手続きの申立てを受けまたは自ら申立てを行なった場合

ニ　契約者，発電契約者，発電者または需要抑制契約者が強制執行または担保権の実行としての競売の申立てを受けた場合

ホ　契約者，発電契約者，発電者または需要抑制契約者が公租公課の滞納処分を受けた場合

ヘ　その他の理由で契約者，発電契約者，発電者または需要抑制契約者に明らかに料金の支払いの延滞が生じるおそれがあると当社が認め，その旨を当社が契約者，発電契約者，発電者または需要抑制契約者に通知した場合

(5) 契約者，発電契約者，発電者または需要抑制契約者が(4)イからヘまでのいずれかに該当する場合の支払期日は，次のとおり取り扱います。

イ　契約者，発電契約者，発電者または需要抑制契約者が(4)イからヘまでのいず

れかに該当することとなった日までに支払義務が発生した料金で，かつ，支払いがなされていない料金（支払期日を超過していない料金に限ります。）については，契約者，発電契約者，発電者または需要抑制契約者が(4)イからへまでのいずれかに該当することとなった日を支払期日といたします。ただし，契約者，発電契約者，発電者または需要抑制契約者が(4)イからへまでのいずれかに該当することとなった日が支払義務発生日から７日を経過していない場合には，支払義務発生日の翌日から起算して７日目を支払期日といたします。

ロ　契約者，発電契約者，発電者または需要抑制契約者が(4)イからへまでのいずれかに該当することとなった日の翌日以降に支払義務が発生する料金については，支払義務発生日の翌日から起算して７日目を支払期日といたします。

なお，(4)イからホまでのいずれかに該当する場合であっても，一定期間の支払いが遅滞なく行なわれる等，料金の支払状況から支払いの延滞が生じるおそれがないと当社が認めるときは，支払義務発生日の翌日から起算して３０日目を支払期日とすることがあります。この場合，当社はその旨を契約者，発電契約者，発電者または需要抑制契約者に通知いたします。ただし，この通知をした後，料金の支払いの延滞が生じるおそれがあると当社が認める場合は，支払義務発生日の翌日から起算して７日目を支払期日とすることがあります。この場合も当社はその旨を契約者，発電契約者，発電者または需要抑制契約者に通知いたします。

(6) 当社は，(3)の料金のうち発電量調整受電計画差対応余剰電力料金，接続対象計画差対応余剰電力料金または需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力料金を，支払期日までにお支払いいたします。ただし，支払義務発生日の翌日から起算して３０日目の日が金融機関の休業日の場合の支払期日は翌営業日といたします。

35　料金その他の支払方法

(1) 契約者の料金その他の支払方法は，次によります。

イ　契約者の料金および工事費負担金その他についてはそのつど，当社が指定した金融機関を通じて払い込み等により契約者から支払っていただきます。

なお，支払いにともなう費用は，契約者の負担といたします。

ロ　イの当社が指定した金融機関を通じた払い込みによる支払いは，契約者がその金融機関に払い込まれたときになされたものといたします。

ハ　料金が支払期日までに支払われない場合には，支払期日の翌日から起算して

支払いの日に至るまで，料金から消費税等相当額を差し引いた金額に対して，年１０パーセント（閏年の日を含む期間についても，３６５日当たりの割合といたします。）の延滞利息を契約者から申し受けます。

なお，消費税等相当額の単位は，１円とし，その端数は，切り捨てます。

また，延滞利息は，原則として，契約者が延滞利息の算定の対象となる料金を支払われた直後に支払義務が発生する料金とあわせて契約者から支払っていただきます。

ニ　契約者の料金は，支払義務の発生した順序で支払っていただきます。

(2) 発電契約者の料金その他の支払方法は，次によります。

イ　発電契約者の料金については毎月，工事費負担金その他についてはそのつど，当社が指定した金融機関を通じて払い込み等により発電契約者から支払っていただきます。

なお，支払いにともなう費用は，発電契約者の負担といたします。

ロ　イの当社が指定した金融機関を通じた払い込みによる支払いは，発電契約者がその金融機関に払い込まれたときになされたものといたします。

ハ　料金が支払期日までに支払われない場合には，支払期日の翌日から起算して支払いの日に至るまで，料金から消費税等相当額を差し引いた金額に対して，年１０パーセント（閏年の日を含む期間についても，３６５日当たりの割合といたします。）の延滞利息を発電契約者から申し受けます。

なお，消費税等相当額の単位は，１円とし，その端数は，切り捨てます。

また，延滞利息は，原則として，発電契約者が延滞利息の算定の対象となる料金を支払われた直後に支払義務が発生する料金とあわせて発電契約者から支払っていただきます。

ニ　発電契約者の料金は，支払義務の発生した順序で支払っていただきます。

(3) 発電者の料金その他の支払方法は，次によります。

イ　発電者の料金については，ロによって支払われる場合を除き，そのつど，発電者から発電契約者に支払っていただきます。支払われた料金についてはそのつど，当社が指定した金融機関を通じて払い込み等により発電契約者から当社へ引き渡していただきます。

なお，引き渡しにともなう費用は，発電契約者の負担といたします。

ロ　次の場合には，発電者の料金について，当社が指定した金融機関を通じて払い込み等により発電者から支払っていただきます。

なお，支払いにともなう費用は，発電者の負担といたします。

(ｲ) 発電者が料金を支払期日までに発電契約者に支払われない場合

(ﾛ) 発電者の料金が発電契約者と発電者との間の電力受給に関する契約に係る料金を上回る場合で，発電契約者と発電者および発電契約者と当社のそれぞれにおいて合意がなされたとき。

(ﾊ) その他当社が必要と認めた場合

ハ　発電者の料金について，支払いは，次のときになされたものといたします。

(ｲ) イの場合，発電者から発電契約者に支払われたとき。

(ﾛ) ロの当社が指定した金融機関を通じた払い込みによる場合，発電者がその金融機関に払い込まれたとき。

ニ　料金が支払期日までに支払われない場合には，支払期日の翌日から起算して支払いの日に至るまで，料金から消費税等相当額を差し引いた金額に対して，年１０パーセント（閏年の日を含む期間についても，３６５日当たりの割合といたします。）の延滞利息を発電者から申し受けます。

なお，消費税等相当額の単位は，１円とし，その端数は，切り捨てます。

また，延滞利息は，原則として，発電者が延滞利息の算定の対象となる料金を支払われた直後に支払義務が発生する料金とあわせて発電者から支払っていただきます。

ホ　発電者の料金は，原則として，支払義務の発生した順序で支払っていただきます。

ヘ　この約款によって支払いを要することとなった発電者の料金，延滞利息および契約超過金以外の債務（保証金，違約金その他この約款から生ずる金銭債務をいいます。）についてはそのつど，当社が指定した金融機関を通じて払い込み等により発電者から支払っていただきます。

なお，支払いにともなう費用は，発電者の負担といたします。

(4) 需要抑制契約者の料金その他の支払方法は，次によります。

イ　需要抑制契約者の料金については毎月，当社が指定した金融機関を通じて払い込み等により需要抑制契約者から支払っていただきます。

なお，支払いにともなう費用は，需要抑制契約者の負担といたします。

ロ　イの当社が指定した金融機関を通じた払い込みによる支払いは，需要抑制契約者がその金融機関に払い込まれたときになされたものといたします。

ハ　料金が支払期日までに支払われない場合には，支払期日の翌日から起算して

支払いの日に至るまで，料金から消費税等相当額を差し引いた金額に対して，年１０パーセント（閏年の日を含む期間についても，３６５日当たりの割合といたします。）の延滞利息を需要抑制契約者から申し受けます。

なお，消費税等相当額の単位は，１円とし，その端数は，切り捨てます。

また，延滞利息は，原則として，需要抑制契約者が延滞利息の算定の対象となる料金を支払われた直後に支払義務が発生する料金とあわせて需要抑制契約者から支払っていただきます。

ニ　需要抑制契約者の料金は，支払義務の発生した順序で支払っていただきます。

(5) 当社の料金の支払方法は，次によります。

イ　当社の料金については毎月，契約者，発電契約者または需要抑制契約者が指定する金融機関の銀行口座に払い込みによってお支払いいたします。

なお，支払いにともなう費用は，当社で負担いたします。

ロ　料金の支払いは，当社がその金融機関に払い込みしたときになされたものといたします。

ハ　当社が料金を支払期日までに支払わない場合，当社は，支払期日の翌日から起算して支払いの日に至るまで，料金から消費税等相当額を差し引いた金額に対して，年１０パーセント（閏年の日を含む期間についても，３６５日当たりの割合といたします。）の延滞利息を契約者，発電契約者または需要抑制契約者にお支払いいたします。

なお，消費税等相当額の単位は，１円とし，その端数は，切り捨てます。

また，延滞利息は，原則として，当社が延滞利息の算定の対象となる料金をお支払いした直後に支払義務が発生する料金とあわせてお支払いいたします。

36　保証金

(1) 契約者の場合は，次によります。

イ　当社は，次のいずれかに該当する場合で，必要と認められるときは，契約者から，接続供給の開始もしくは再開に先だって，または供給継続の条件として，それぞれ予想月額料金の３月分に相当する金額をこえない範囲で保証金を預けていただきます。

(ｲ) 料金の支払いの延滞があった場合

(ﾛ) ３０分ごとの接続対象電力量に対する接続対象計画電力量の割合が急激に低下したこと等によって，31（電力および電力量の算定）(22) によって算定

された値が著しく大きい場合または31（電力および電力量の算定）(22)によって算定される値が著しく大きくなることが想定される場合で，接続対象計画電力量が接続対象電力量に比べて著しく不適当と認められ，41（適正契約の保持等）(3)によって当社が使用状態をすみやかに適正なものに修正するよう求めたにもかかわらず，その求めに応じていただけないとき。

(ハ) 新たに接続供給を開始し，または契約電力等を増加される場合

ロ　契約者は，当社があらかじめ定め，通知した期日までに保証金を預けていただきます。

ハ　当社は，保証金の預かり期間を２年以内で設定いたします。

ニ　当社は，接続供給契約が消滅した場合または支払いの延滞が生じた場合には，保証金を契約者の支払額に充当することがあります。

ホ　当社は，保証金について利息を付しません。

ヘ　当社は，保証金の預かり期間満了前であっても接続供給契約が消滅した場合には，保証金をお返しいたします。ただし，ニにより支払額に充当した場合は，その残額をお返しいたします。

(2) 発電契約者の場合は，次によります。

イ　当社は，料金の支払いの延滞があった発電契約者，または新たに発電量調整供給を開始される発電契約者から，発電量調整供給の開始もしくは再開に先だって，または供給継続の条件として，予想月額料金の３月分に相当する金額をこえない範囲で保証金を預けていただくことがあります。

ロ　当社は，保証金の預かり期間を２年以内で設定いたします。

ハ　当社は，発電量調整供給契約が消滅した場合または支払いの延滞が生じた場合には，保証金を発電契約者の支払額に充当することがあります。

ニ　当社は，保証金について利息を付しません。

ホ　当社は，保証金の預かり期間満了前であっても発電量調整供給契約が消滅した場合には，保証金をお返しいたします。ただし，ハにより支払額に充当した場合は，その残額をお返しいたします。

(3) 発電者の場合は，次によります。

イ　当社は，料金の支払いの延滞があった発電者，新たに受電地点を設定される発電者または同時最大受電電力を増加される発電者から，系統連系受電サービスの開始もしくは再開に先だって，または系統連系受電サービス継続の条件として，予想月額料金の３月分に相当する金額をこえない範囲で保証金を預けて

いただくことがあります。

ロ　保証金の預かり期間は，２年以内といたします。

ハ　当社は，系統連系受電契約が消滅した場合または支払いの延滞が生じた場合には，保証金を発電者の支払額に充当することがあります。

ニ　当社は，保証金について利息を付しません。

ホ　当社は，保証金の預かり期間満了前であっても系統連系受電契約が消滅した場合には，保証金をお返しいたします。ただし，ハにより支払額に充当した場合は，その残額をお返しいたします。

(4) 需要抑制契約者の場合は，次によります。

イ　当社は，料金の支払いの延滞があった需要抑制契約者，または新たに需要抑制量調整供給を開始される需要抑制契約者から，需要抑制量調整供給の開始もしくは再開に先だって，または供給継続の条件として，予想月額料金の３月分に相当する金額をこえない範囲で保証金を預けていただくことがあります。

ロ　当社は，保証金の預かり期間を２年以内で設定いたします。

ハ　当社は，需要抑制量調整供給契約が消滅した場合または支払いの延滞が生じた場合には，保証金を需要抑制契約者の支払額に充当することがあります。

ニ　当社は，保証金について利息を付しません。

ホ　当社は，保証金の預かり期間満了前であっても需要抑制量調整供給契約が消滅した場合には，保証金をお返しいたします。ただし，ハにより支払額に充当した場合は，その残額をお返しいたします。

37　連帯責任

１接続供給契約において契約者が複数となる場合，接続対象計画差対応補給電力料金，給電指令時補給電力料金等に係る金銭債務および接続供給契約の履行に関する事項（接続送電サービス料金，臨時接続送電サービス料金，予備送電サービス料金，契約超過金，違約金または工事費負担金等に係る金銭債務を除きます。）については，複数の契約者全員が連帯して責任を負うものといたします。

Ⅴ 供　　給

38　託送供給等の実施

(1) 接続供給の場合

イ　電力量については，次のとおりにしていただきます。

(ｲ) 契約者は，別表 10（需要計画・調達計画・販売計画）に定める翌日計画および当日計画の需要想定値が３０分ごとに接続対象電力量と一致するようにしていただきます。

(ﾛ) 契約者は，別表 10（需要計画・調達計画・販売計画）に定める翌日計画および当日計画の需要想定値に対する取引計画（調達計画から販売計画を差し引いたものといたします。）が３０分ごとに別表 10（需要計画・調達計画・販売計画）に定める翌日計画および当日計画の需要想定値と一致するようにしていただきます。

ロ　契約者は，接続供給の実施に先だち，需要計画，調達計画および販売計画を当社所定の様式により電力広域的運営推進機関を通じて当社に通知していただきます。この場合，当社は，契約者が通知した需要計画，調達計画または販売計画が不適当と認められる場合には，すみやかに適正なものに修正していただきます。

ハ　原則として，需要計画，調達計画および販売計画の通知の期限および通知の内容は別表 10（需要計画・調達計画・販売計画）のとおりといたします。

ニ　15（供給および契約の単位）(2)イ(ｲ)により当社が分割接続供給を行なう場合，9（検討および契約の申込み）(4)イ(ﾇ) c の契約者は，分割接続供給の実施に先だち，通告電力量を当社所定の様式により電力広域的運営推進機関を通じて当社に通知していただきます。

なお，通知の期限はあらかじめ双方の契約者と当社との協議によって定めます。

また，当社は，契約者が通知した通告電力量が不適当と認められる場合には，すみやかに適正なものに修正していただきます。

ホ　契約者は，当社が系統運用上の必要に応じてハに定める内容以外の計画を求めた場合は，すみやかに，原則として電力広域的運営推進機関を通じて，当社に通知していただきます。

ヘ　契約者がロもしくはホで通知した計画またはニで通知した通告電力量を変更する必要が生じた場合には，すみやかに，原則として電力広域的運営推進機関を通じて，当社に通知していただきます。

ト　当社は，電気の需給状況，供給設備の状況その他によって，契約者から通知された計画の調整を行なうことがあります。

チ　当社は，系統運用上の制約その他によって，低圧で供給する場合を除き，契約者または需要者に給電指令を行なうことがあります。この場合，契約者および需要者は，当社の給電指令にしたがっていただきます。

なお，当社は，40（給電指令の実施等）および 80（保安等に対する発電者および需要者の協力）(4)に定める事項その他系統運用上必要な事項について，契約者および需要者と別途申合書を作成いたします。

(2) 振替供給の場合

イ　契約者は，当社が系統運用上の必要に応じて当社が指定する計画を求めた場合は，すみやかに，原則として電力広域的運営推進機関を通じて，当社に通知していただきます。

ロ　契約者がイで通知した計画を変更する必要が生じた場合には，すみやかに，原則として電力広域的運営推進機関を通じて，当社に通知していただきます。

ハ　当社は，系統運用上の制約その他によって，契約者に給電指令を行なうことがあります。この場合，契約者は当社の給電指令にしたがっていただきます。

(3) 発電量調整供給の場合

イ　電力量については，次のとおりにしていただきます。

(ｲ) 発電契約者は，別表 11（発電計画・調達計画・販売計画）に定める翌日計画および当日計画の発電計画と調達計画の合計値が３０分ごとに販売計画の値と一致するようにしていただきます。

(ﾛ) 発電契約者は，発電量調整受電電力量を，３０分ごとに別表 11（発電計画・調達計画・販売計画）に定める翌日計画および当日計画の発電計画と一致するようにしていただきます。

ロ　発電契約者は，発電量調整供給の実施に先だち，発電計画，調達計画および販売計画を当社所定の様式により電力広域的運営推進機関を通じて当社に通知していただきます。この場合，当社は，発電契約者が通知した発電計画，調達計画または販売計画が不適当と認められる場合には，すみやかに適正なものに修正していただきます。

ハ　原則として，発電計画，調達計画および販売計画の通知の期限および通知の内容は別表 11（発電計画・調達計画・販売計画）のとおりといたします。

ニ　発電契約者は，当社が系統運用上の必要に応じてハに定める内容以外の計画を求めた場合は，すみやかに，原則として電力広域的運営推進機関を通じて，当社に通知していただきます。

ホ　当社は，供給設備の状況その他によって，発電契約者から通知された計画の調整を行なうことがあります。

ヘ　発電契約者は，受電地点において他の発電量調整供給等と同一計量する場合は，発電者と協議のうえ，原則として，ロの発電計画の通知にあわせて，受電地点において計量される電力量の仕訳に係る順位を電力広域的運営推進機関を通じて当社に通知していただきます。

ト　発電契約者がロもしくはニで通知した計画またはヘで通知した順位を変更する必要が生じた場合には，すみやかに，原則として電力広域的運営推進機関を通じて，当社に通知していただきます。

なお，発電契約者が希望される場合で，運用方法の基本事項等について当社が確認できるときには，あらかじめ定めた発電場所について，別表 11（発電計画・調達計画・販売計画）に定める当日計画を変更するときに限り，発電者を通じてこの変更を行なうことができます。この場合，当社は，あらかじめ発電契約者および発電者と協議のうえ必要な事項について別途申合書を作成いたします。

チ　当社は，系統運用上の制約その他によって，低圧で受電する場合を除き，発電契約者または発電者に給電指令を行なうことがあります。この場合，発電契約者および発電者は当社の給電指令にしたがっていただきます。

なお，当社は，40（給電指令の実施等）および 80（保安等に対する発電者および需要者の協力）(4)に定める事項その他系統運用上必要な事項について，発電者と別途申合書を作成いたします。

(4) 需要抑制量調整供給の場合

イ　電力量については，次のとおりにしていただきます。

(ｲ) 需要抑制契約者は，別表 12（需要抑制計画・調達計画・販売計画・ベースライン）に定める翌日計画および当日計画の調達計画が３０分ごとに販売計画の値と一致するようにしていただきます。

(ﾛ) 需要抑制契約者は，需要抑制量調整受電電力量を，３０分ごとに別表 12（需

要抑制計画・調達計画・販売計画・ベースライン）に定める翌日計画および当日計画の需要抑制計画と一致するようにしていただきます。

ロ　需要抑制契約者は，需要抑制量調整供給の実施に先だち，需要抑制計画，調達計画，販売計画およびベースラインを当社所定の様式により電力広域的運営推進機関を通じて当社に通知していただきます。この場合，当社は，需要抑制契約者が通知した需要抑制計画，調達計画，販売計画およびベースラインが不適当と認められる場合には，すみやかに適正なものに修正していただきます。

ハ　原則として，需要抑制計画，調達計画，販売計画およびベースラインの通知の期限および通知の内容は別表 12（需要抑制計画・調達計画・販売計画・ベースライン）のとおりといたします。

ニ　需要抑制契約者は，当社が系統運用上の必要に応じてハに定める内容以外の計画を求めた場合は，すみやかに，原則として電力広域的運営推進機関を通じて，当社に通知していただきます。

ホ　当社は，供給設備の状況その他によって，需要抑制契約者から通知された計画の調整を行なうことがあります。

ヘ　需要抑制契約者は，需要抑制を行なう需要場所において他の需要抑制量調整供給とあわせて需要抑制を行なう場合は，需要者と協議のうえ，ロの需要抑制計画の通知にあわせて，需要抑制量調整受電電力量の仕訳に係る順位を電力広域的運営推進機関を通じて当社に通知していただきます。

ト　需要抑制契約者がロもしくはニで通知した計画またはヘで通知した順位を変更する必要が生じた場合には，すみやかに，原則として電力広域的運営推進機関を通じて，当社に通知していただきます。

39　受電および供給の中止

当社は，非常変災の場合および当社の供給設備に故障が生じた場合等やむをえない場合は，契約者および発電契約者からの受電または契約者への供給を中止することがあります。

40　給電指令の実施等

(1)　当社は，系統運用上の制約その他によって必要な場合には，38（託送供給等の実施）(3)ホにかかわらず，発電者に定期検査または定期補修の時期を変更していただくことがあります。

(2) 当社は，低圧で受電または供給する場合を除き，次の場合には，契約者，発電契約者，発電者または需要者に給電指令を行ない，発電者の発電もしくは放電または需要者の電気の使用を制限し，もしくは中止し，または振替供給もしくは発電量調整供給の全部もしくは一部を中止することがあります。ただし，緊急やむをえない場合は，当社は，給電指令を行なうことなく，発電者の発電もしくは放電または需要者の電気の使用を制限し，もしくは中止し，または振替供給もしくは発電量調整供給の全部もしくは一部を中止することがあります。

イ　当社が維持および運用する供給設備に故障が生じ，または故障が生ずるおそれがある場合

ロ　当社が維持および運用する供給設備の点検，修繕，変更その他の工事上やむをえない場合

ハ　系統全体の需要が大きく低下し，調整電源による対策の実施にもかかわらず，原子力発電または水力発電を抑制する必要が生じた場合

ニ　振替供給の場合で，当社の供給区域内の需要に対する電気の供給に支障が生じ，または支障が生ずるおそれがあるとき。

ホ　イおよびロ以外の場合で，送電設備および変電設備で構成される電力系統のうち，当社の供給区域における最上位電圧から二階級の送電設備および変電設備で構成される電力系統ならびに当社が指定した電力系統（以下「基幹系統」といいます。）における電気の潮流が系統安定度等にもとづき算定される運用可能な容量を超過し，または超過するおそれがあり，発電設備等の出力を抑制する必要が生じたとき。

ヘ　イおよびロ以外の場合で，送電設備および変電設備で構成される電力系統のうち，基幹系統および当社以外の一般送配電事業者との会社間連系点に至る供給設備以外の電力系統（以下「ローカル系統」といいます。）における電気の潮流が系統安定度等にもとづき算定される運用可能な容量を超過し，または超過するおそれがあり，発電設備等の出力を抑制する必要が生じたとき。

ト　その他電気の需給上または保安上必要がある場合

(3) 当社は，低圧で受電または供給する場合で，(2)イ，ロ，ホ，へまたはトのときには，発電者の発電もしくは放電または需要者の電気の使用を制限し，もしくは中止し，または振替供給もしくは発電量調整供給の全部もしくは一部を中止することがあります。

なお，この場合には，当社は，あらかじめその旨を広告その他によって発電者

または需要者にお知らせいたします。ただし，緊急やむをえない場合は，この限りではありません。

(4) 当社は，接続供給において，受電地点を会社間連系点とする電気に係る振替供給契約にもとづく給電指令等により，原則として３０分ごとの実需給の開始時刻の１時間前以降に当該振替供給等の全部または一部を中止された場合（会社間連系点等における電気の潮流が系統安定度等にもとづき算定される運用可能な容量を超過することにともなう場合に限ります。）は，供給地点における電気の供給に系統運用上の制約がある場合を除き，当該振替供給等の中止の解除までの間，これにより生じた小売電気事業，特定送配電事業または自己等への電気の供給の用に供する電気の不足電力の補給にあてるための電気を供給いたします。

(5) 当社は，発電量調整供給において，39（受電および供給の中止）または(2)イ，ロ，ホ，へまたはトの場合で，給電指令等により，原則として３０分ごとの実需給の開始時刻の１時間前以降に発電者の発電もしくは放電を制限し，または中止したときは，供給地点における電気の供給に系統運用上の制約がある場合を除き，当該発電もしくは放電の制限または中止の解除までの間，これにより生じた小売電気事業，特定送配電事業または自己等への電気の供給の用に供する電気の不足電力の補給にあてるための電気を供給いたします。ただし，発電量調整供給に係る発電設備等が調整電源に該当する場合（当該発電設備等に故障等が生じたときを除きます。）は適用いたしません。

(6) 当社は，発電量調整供給において，(2)ハの場合で，給電指令等により，原則として３０分ごとの実需給の開始時刻の１時間前以降に発電者の発電もしくは放電を制限し，または中止したときは，当該発電もしくは放電の制限または中止の解除までの間，これにより生じた小売電気事業，特定送配電事業または自己等への電気の供給の用に供する電気の不足電力の補給にあてるための電気を供給いたします。ただし，発電量調整供給に係る発電設備等が調整電源に該当する場合（当該発電設備等に故障等が生じたときを除きます。）は適用いたしません。

(7) 当社は，(2)または(3)によって，発電者の発電もしくは放電または需要者の電気の使用を制限し，または中止した場合，これにともなう料金の減額は行ないません。

(8) 予備送電サービスの使用を制限し，または中止した場合，これにともなう料金の減額は行ないません。

(9) 当社は，(2)イの場合で，発電量調整供給に係る発電設備等に対してＮ－１電制

を実施したときは，これにより生じた小売電気事業，特定送配電事業または自己等への電気の供給の用に供する電気の不足電力量（以下「Ｎ－１電制時調達不足電力量」といいます。）の調達に要した費用の実費相当額に，Ｎ－１電制が実施された発電設備等を再度起動するために要した燃料費等の費用の実費を加えた金額から，Ｎ－１電制が実施されなかったとしたときにその発電設備等がＮ－１電制時調達不足電力量を発電または放電するのに要したであろう費用に相当する金額を差し引いた金額について，電力広域的運営推進機関が認める範囲においてＮ－１電制オペレーション費用として発電契約者にお支払いいたします。

41　適正契約の保持等

(1) 当社は，契約者，発電契約者，発電者または需要抑制契約者との接続供給契約，振替供給契約，発電量調整供給契約，系統連系受電契約または需要抑制量調整供給契約が使用状態，発電・放電状態または需要抑制状態に比べて不適当と認められる場合には，その契約をすみやかに適正なものに変更していただきます。

(2) 当社は，発電量調整受電電力が契約受電電力または同時最大受電電力をこえる場合には，その契約受電電力または同時最大受電電力をすみやかに適正なものに変更していただきます。

(3) 当社は，31（電力および電力量の算定）(22)もしくは(23)によって算定された値が著しく大きい場合，31（電力および電力量の算定）(20)イもしくは(21)イによって算定された値が著しく大きい場合，31（電力および電力量の算定）(20)ロもしくは(21)ロによって算定された値が著しく大きい場合（いずれの場合も，給電指令時補給電力量として算定された値を除きます。），31（電力および電力量の算定）(24)もしくは(25)によって算定された値が著しく大きい場合または 31（電力および電力量の算定）(17)のベースラインもしくは分割接続供給における通告電力量が著しく不適当と認められる場合等，契約者との接続供給契約に比べて使用状態が不適当と認められる場合，発電契約者との発電量調整供給契約に比べて発電・放電状態が不適当と認められる場合または需要抑制契約者との需要抑制量調整供給契約に比べて需要抑制状態が不適当と認められる場合には，使用状態，発電・放電状態または需要抑制状態をすみやかに適正なものに修正していただきます。

42　契約超過金

(1)　契約者が接続送電サービス契約電力，臨時接続送電サービス契約電力または予備送電サービス契約電力をこえて電気を使用された場合には，当社の責めとなる理由による場合を除き，当社は，契約超過電力に接続送電サービスもしくは臨時接続送電サービスの該当基本料金率または予備送電サービスの該当料金率を乗じてえた金額をその１月の力率により割引または割増ししたもの（ただし，予備送電サービス契約電力をこえて電気を使用された場合は，力率による割引または割増しをいたしません。）の１．５倍に相当する金額を，契約超過金として契約者から申し受けます。

なお，この場合，契約超過電力とは，その１月の最大需要電力等から接続送電サービス契約電力，臨時接続送電サービス契約電力または予備送電サービス契約電力を差し引いた値といたします。

また，当社が分割接続供給を行なう供給地点において，いずれかの契約者が接続送電サービス契約電力，臨時接続送電サービス契約電力または予備送電サービス契約電力をこえて当社のサービスを利用された場合は，それぞれの契約者に係る接続送電サービス，臨時接続送電サービスまたは予備送電サービスにおける契約超過金とあわせて，33（料金の算定）(12)，(13)または(14)にもとづき料金の調整を行なうために，１供給地点につき，１接続送電サービス，１臨時接続送電サービスまたは１予備送電サービスを適用したときの契約超過金を算定し，それぞれの契約者に係る接続送電サービス，臨時接続送電サービスまたは予備送電サービスにおける契約超過金の合計と，１供給地点につき，１接続送電サービス，１臨時接続送電サービスまたは１予備送電サービスを適用した場合における契約超過金との間に差が生ずるときは，33（料金の算定）(12)，(13)または(14)に準じて契約超過金の調整を行ないます。

(2)　発電者が同時最大受電電力をこえて発電または放電された場合には，当社の責めとなる理由による場合を除き，当社は，契約超過受電電力に系統連系受電サービスの基本料金率を乗じてえた金額の１．５倍に相当する金額を，契約超過金として発電者から申し受けます。

なお，この場合，契約超過受電電力は，次によって受電地点ごとに，発電バランシンググループごとに定めます。

イ　発電場所が１発電バランシンググループに属している場合

(ｲ)　同時最大受電電力が発電設備等に係る供給地点の接続送電サービス契約

電力（発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は，１接続送電サービスを適用したときのその１月の接続送電サービス契約電力といたします。）を上回る場合または発電設備等に係る供給地点において電灯定額接続送電サービスが適用されている場合

その１月の最大連系電力等から同時最大受電電力を差し引いた値といたします。

(ﾛ) 同時最大受電電力が発電設備等に係る供給地点の接続送電サービス契約電力（発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は，１接続送電サービスを適用したときのその１月の接続送電サービス契約電力といたします。）を下回る場合

その１月の最大連系電力等から発電設備等に係る供給地点の接続送電サービス契約電力（発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は，１接続送電サービスを適用したときのその１月の接続送電サービス契約電力といたします。）を差し引いた値といたします。ただし，差し引いた値が零を下回る場合は，契約超過金を申し受けません。

ロ 発電場所が複数の発電バランシンググループに属している場合

(ｲ) 同時最大受電電力が発電設備等に係る供給地点の接続送電サービス契約電力（発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は，１接続送電サービスを適用したときのその１月の接続送電サービス契約電力といたします。）を上回る場合または発電設備等に係る供給地点において電灯定額接続送電サービスが適用されている場合

発電バランシンググループごとの契約超過受電電力は，その１月の最大連系電力等を契約受電電力の比であん分してえた値から同時最大受電電力を契約受電電力の比であん分してえた値を差し引いた値といたします。

(ﾛ) 同時最大受電電力が発電設備等に係る供給地点の接続送電サービス契約電力（発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は，１接続送電サービスを適用したときのその１月の接続送電サービス契約電力といたします。）を下回る場合

発電バランシンググループごとの契約超過受電電力は，その１月の最大連系電力等を契約受電電力の比であん分してえた値から発電設備等に係る供給地点のその１月の接続送電サービス契約電力（発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は，１接続送電サービスを適用した

ときのその１月の接続送電サービス契約電力といたします。）を契約受電電力の比であん分してえた値を差し引いた値といたします。ただし，差し引いた値が零を下回る場合は，契約超過金を申し受けません。

ハ　イおよびロにおいて，契約超過受電電力の算定上，次のものについても接続送電サービス契約電力１キロワットとみなします。

(ｲ)　臨時接続送電サービス契約電力（発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は，１臨時接続送電サービスを適用したときの臨時接続送電サービス契約電力といたします。）１キロワット

(ﾛ)　接続送電サービス契約電流または臨時接続送電サービス契約電流１０アンペア

ただし，接続送電サービス契約電流が５アンペアの場合は，０．５キロワットとみなし，１５アンペアの場合は，１．５キロワットとみなします。

(ﾊ)　接続送電サービス契約容量または臨時接続送電サービス契約容量１キロボルトアンペア

(ﾆ)　電灯臨時定額接続送電サービスにおける契約負荷設備の総容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，各契約負荷設備ごとに別表４〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）１キロボルトアンペア

ただし，電灯臨時定額接続送電サービスにおける契約負荷設備の総容量の端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。

(ﾎ)　附則３（揚水発電設備等が設置された需要場所に接続供給を行なう場合の特別措置）の適用を受けている場合の接続供給課金対象電力（揚水発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は，１接続送電サービスまたは１臨時接続送電サービスを適用したときの接続供給課金対象電力といたします。）１キロワット

(3) 契約超過金の支払期日および支払方法については，次のとおりといたします。

イ　契約者の場合

契約電力をこえて電気を使用された月の検針日が供給側料金算定日となる日程等別料金（該当する日程等別料金がない場合は，供給側料金算定日が直後の日程等別料金といたします。）の支払期日までに，その日程等別料金と合わせて支払っていただきます。

ロ　発電者の場合

同時最大受電電力をこえて発電または放電された月の検針日が受電側料金算定日となる系統連系受電サービス料金（該当する系統連系受電サービス料金がない場合は，受電側料金算定日が直後の系統連系受電サービス料金といたします。）の支払期日までに，原則として，その系統連系受電サービス料金とあわせて支払っていただきます。

43　力率の保持

(1) 低圧で供給する場合

イ　接続供給における供給地点ごとの力率は，原則として，電灯定額接続送電サービス，電灯標準接続送電サービス，電灯時間帯別接続送電サービス，電灯従量接続送電サービス，電灯臨時定額接続送電サービスまたは電灯臨時接続送電サービスの適用を受ける供給地点については９０パーセント以上，その他の供給地点については８５パーセント以上に保持していただきます。

ロ　進相用コンデンサを取り付ける場合は，それぞれの電気機器ごとに取り付けていただきます。ただし，やむをえない事情によって，２以上の電気機器に対して一括して取り付ける場合は，進相用コンデンサの開放により，軽負荷時の力率が進み力率とならないようにしていただきます。

なお，進相用コンデンサは，別表 13（進相用コンデンサ取付容量基準）を基準として取り付けていただきます。

(2) 高圧または特別高圧で供給する場合

イ　接続供給における供給地点ごとの力率は，原則として，８５パーセント以上に保持していただきます。

なお，軽負荷時には進み力率とならないようにしていただきます。この場合，契約者に契約者の負担で適当な調整装置を需要場所または発電場所に施設していただくことがあります。

ロ　当社は，当社の系統が軽負荷のため進み力率となるおそれがある場合等技術上必要がある場合は，進相用コンデンサの開閉をお願いすることおよび接続する進相用コンデンサ容量を協議させていただくことがあります。

なお，この場合の当該供給地点の１月の力率は，必要に応じて契約者と当社との協議（分割接続供給の場合は，双方の契約者と当社との協議といたします。）によって定めます。

44　発電場所および需要場所への立入りによる業務の実施

当社は，次の業務を実施するため，発電者の承諾をえて発電者の土地もしくは建物に，または需要者の承諾をえて需要者の土地もしくは建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合（託送供給または発電量調整供給の終了後の立入りとなる場合を含みます。）には，正当な理由がない限り，立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。

なお，発電者または需要者の求めに応じ，係員は，所定の証明書を提示いたします。

(1)　受電地点に至るまでの当社の供給設備および供給地点に至るまでの当社の供給設備または計量器等発電場所内もしくは需要場所内の当社の電気工作物の設計，施工，改修または検査

(2)　80（保安等に対する発電者および需要者の協力）によって必要な発電者または需要者の電気工作物の検査等の業務

(3)　不正な電気の使用の防止等に必要な，発電者もしくは需要者の電気機器の試験，契約負荷設備，契約主開閉器もしくはその他電気工作物の確認もしくは検査または発電者もしくは需要者の電気の使用用途の確認

(4)　計量器の検針または計量値の確認

(5)　46（託送供給等の停止），54（契約の廃止）または 56（解約等）により必要な処置

(6)　その他この約款によって，接続供給契約，振替供給契約，発電量調整供給契約および系統連系受電契約の成立，変更もしくは終了等に必要な業務または当社の電気工作物にかかわる保安の確認に必要な業務

45　託送供給等にともなう協力

(1)　発電者または需要者が次の原因で他者の電気の使用を妨害し，もしくは妨害するおそれがある場合，または当社もしくは他の電気事業者の電気工作物に支障を及ぼし，もしくは支障を及ぼすおそれがある場合（この場合の判定は，その原因となる現象が最も著しいと認められる地点で行ないます。）には，託送供給契約については契約者の，発電量調整供給契約については発電契約者の負担で，必要な調整装置または保護装置を発電場所または需要場所に施設していただくとともに，当社がとくに必要と認めた場合には，託送供給契約については契約者の，発電量調整供給契約については発電契約者の負担で，当社は供給設備を変更し，または

専用供給設備を施設いたします。

イ　負荷等の特性によって各相間の負荷が著しく平衡を欠く場合

ロ　負荷等の特性によって電圧または周波数が著しく変動する場合

ハ　負荷等の特性によって波形に著しいひずみを生ずる場合

ニ　著しい高周波または高調波を発生する場合

ホ　その他イ，ロ，ハまたはニに準ずる場合

(2)　発電者または需要者が発電設備等を当社の供給設備に電気的に接続して使用される場合は，(1)に準ずるものといたします。

なお，この場合の料金その他の連系条件は，別に定める発電設備系統連系サービス実施要綱（高圧）または発電設備系統連系サービス実施要綱（特別高圧）によります。

46　託送供給等の停止

(1)　契約者，発電契約者，発電者または需要者が次のいずれかに該当する場合には，当社は，託送供給または発電量調整供給を停止することがあります。

イ　契約者，発電契約者，発電者または需要者の責めとなる理由により生じた保安上の危険のため緊急を要する場合

ロ　発電場所内または需要場所内の当社の電気工作物を故意に損傷し，または亡失して，当社に重大な損害を与えた場合

ハ　63（引込線の接続）に反して，当社の供給設備と発電者の電気設備または需要者の電気設備との接続を行なった場合

(2)　契約者，発電契約者，発電者または需要者が次のいずれかに該当し，当社が契約者，発電契約者または発電者にその旨を警告しても改めない場合には，当社は，託送供給または発電量調整供給を停止することがあります。

イ　契約者，発電契約者，発電者または需要者の責めとなる理由により保安上の危険がある場合

ロ　電気工作物の改変等によって不正に当社の電線路を使用，電気を使用または発電もしくは放電された場合

ハ　契約負荷設備以外の負荷設備によって電気を使用された場合

ニ　動力標準接続送電サービス，動力時間帯別接続送電サービス，動力従量接続送電サービス，動力臨時定額接続送電サービスまたは動力臨時接続送電サービスの場合で，変圧器，発電設備等その他を介して，電灯または小型機器を使用

されたとき。

ホ　44（発電場所および需要場所への立入りによる業務の実施）に反して，当社の係員の立入りによる業務の実施を正当な理由なく拒否された場合

ヘ　45（託送供給等にともなう協力）によって必要となる措置を講じられない場合

(3)　契約者，発電契約者，発電者または需要者が次のいずれかに該当し，当社が契約者，発電契約者または発電者にその改善を求めた場合で，41（適正契約の保持等）に定める適正契約への変更および適正な使用状態または発電・放電状態への修正に応じていただけないときには，当社は，託送供給または発電量調整供給を停止することがあります。

イ　接続送電サービス契約電力をこえて接続送電サービスを使用される場合

ロ　臨時接続送電サービス契約電力をこえて臨時接続送電サービスを使用される場合

ハ　予備送電サービス契約電力をこえて予備送電サービスを使用される場合

ニ　発電量調整受電電力が契約受電電力または同時最大受電電力をこえる場合

ホ　接続供給電力が接続送電サービス契約電力を継続して下回る場合（19〔接続送電サービス〕(3)イ(ニ)に定める電灯従量接続送電サービス，19〔接続送電サービス〕(3)イ(ト)に定める動力従量接続送電サービス，19〔接続送電サービス〕(3)ロ(ハ)に定める高圧従量接続送電サービスまたは19〔接続送電サービス〕(3)ハ(ハ)に定める特別高圧従量接続送電サービスの適用を受ける場合に限ります。）

(4)　発電者または需要者がその他この約款に反した場合には，当社は，託送供給または発電量調整供給を停止することがあります。

(5)　(1)から(4)によって託送供給または発電量調整供給を停止する場合には，当社は，当社の供給設備または発電者もしくは需要者の電気設備において，託送供給または発電量調整供給の停止のための適当な処置を行ないます。

なお，この場合には，必要に応じて発電者および需要者に協力をしていただきます。

また，停止のための適当な処置を行なう場合には，その旨を文書等により発電者または需要者にお知らせすることがあります。

47　託送供給等の停止の解除

46（託送供給等の停止）によって託送供給または発電量調整供給を停止した場合

で，契約者，発電契約者，発電者または需要者がその理由となった事実を解消したときには，当社は，すみやかに託送供給または発電量調整供給を再開いたします。

48　託送供給等の停止期間中の料金

46（託送供給等の停止）によって託送供給または発電量調整供給を停止した場合には，その停止期間中については，まったく電気を使用しない場合またはまったく発電もしくは放電しない場合の月額料金を 33(料金の算定)により日割計算をして，料金を算定いたします。

49　違約金

(1)　契約者，発電契約者，発電者または需要者が次のいずれかに該当し，そのために料金の全部または一部の支払いを免れた場合には，当社は，その免れた金額の３倍に相当する金額を，違約金として接続供給契約については契約者から，発電量調整供給契約については発電契約者から，系統連系受電契約については発電者から申し受けます。

イ　１（適用）に定める用途以外の用途に電気を使用された場合

ロ　46（託送供給等の停止）(2)ロ，ハまたはニの場合

(2)　(1)の免れた金額は，この約款に定められた供給条件にもとづいて算定された金額と，不正な使用方法または発電・放電方法にもとづいて算定された金額との差額といたします。

(3)　不正に使用した期間または不正に発電もしくは放電した期間が確認できない場合は，６月以内で当社が決定した期間といたします。

50　損害賠償の免責

(1)　11（託送供給等の開始）(2)によって託送供給または電力量調整供給の開始日を変更した場合には，当社は，契約者，発電契約者，需要抑制契約者，発電者または需要者の受けた損害について賠償の責めを負いません。

(2)　39（受電および供給の中止）によって契約者からの受電または契約者への供給を中止した場合，40（給電指令の実施等）によって発電者の発電もしくは放電を調整し，もしくは中止した場合，または 40（給電指令の実施等）によって需要者の電気の使用を制限し，もしくは中止した場合で，それが当社の責めとならない理由によるものであるときには，当社は，契約者，発電契約者，発電者または需要

者の受けた損害について賠償の責めを負いません。

(3) 46（託送供給等の停止）によって託送供給もしくは発電量調整供給を停止した場合または 56（解約等）によって接続供給契約，振替供給契約，発電量調整供給契約，系統連系受電契約もしくは需要抑制量調整供給契約を解約した場合には，当社は，契約者，発電契約者，需要抑制契約者，発電者または需要者の受けた損害について賠償の責めを負いません。

(4) 46（託送供給等の停止）によって停止のための適当な処置を行なう旨を文書等により発電者もしくは需要者にお知らせした場合または 56（解約等）によって契約者もしくは発電契約者が 56（解約等）(1)ロに該当する旨を文書等により発電者もしくは需要者にお知らせした場合には，当社は，契約者，発電契約者，需要抑制契約者，発電者または需要者の受けた損害について賠償の責めを負いません。

(5) その他当社の責めとならない理由により事故が生じた場合は，当社は，契約者，発電契約者，需要抑制契約者，発電者または需要者の受けた損害について賠償の責めを負いません。

51 設備の賠償

契約者，発電契約者，発電者または需要者が故意または過失によって，発電場所内または需要場所内の当社の電気工作物，電気機器その他の設備を損傷し，または亡失した場合は，その設備について次の金額を託送供給契約については契約者に，発電量調整供給契約については発電契約者に賠償していただきます。

(1) 修理可能の場合

修理費

(2) 亡失または修理不可能の場合

帳簿価額と取替工費との合計額

Ⅵ　契約の変更および終了

52　契約の変更

(1)　接続供給契約，振替供給契約，発電量調整供給契約，系統連系受電契約または需要抑制量調整供給契約の内容に変更が生じる場合は，Ⅱ（契約の申込み）に定める新たに接続供給契約，振替供給契約，発電量調整供給契約，系統連系受電契約または需要抑制量調整供給契約を希望される場合に準じて接続供給契約，振替供給契約，発電量調整供給契約，系統連系受電契約または需要抑制量調整供給契約を変更するものとし，すみやかに当社に変更を申し出ていただきます。

(2)　契約電力等，契約受電電力または同時最大受電電力の減少を希望される場合の(1)による契約の変更は，次のとおりといたします。

ただし，当社の供給設備を同一条件で継続して利用または反復して利用されることが想定されるにもかかわらず，発電契約者から，発電設備等の検査，補修，休止等の理由により契約受電電力または同時最大受電電力の減少の申出がある場合は，正当な理由がない限り，契約受電電力または同時最大受電電力の減少はできないものといたします。

イ　契約者または発電契約者は，あらかじめ契約電力等，契約受電電力または同時最大受電電力の減少希望日を定めて，当社に申し出ていただきます。この場合，当社は，原則として，契約者または発電契約者が申し出た契約電力等，契約受電電力または同時最大受電電力の減少希望日に契約電力等，契約受電電力または同時最大受電電力を減少させるための適当な処置を行ないます。

ロ　契約電力等，契約受電電力または同時最大受電電力は，次の場合を除き，契約者または発電契約者が当社に申し出た減少希望日に減少いたします。

(ｲ)　当社が契約者または発電契約者からの申出を減少希望日の翌日以降に受けた場合は，申出を受けた日に契約電力等，契約受電電力または同時最大受電電力が減少したものといたします。

(ﾛ)　当社の責めとならない理由（非常変災等の場合を除きます。）により契約電力等，契約受電電力または同時最大受電電力を減少させるための処置ができない場合は，契約電力等，契約受電電力または同時最大受電電力を減少させるための処置が可能となった日に減少するものといたします。

(3)　低圧で供給する場合で，需要者が小売電気事業者の変更を希望され，契約者が

接続供給契約を変更するときの(1)による接続供給契約の変更は，次のとおりといたします。

イ　需要者への電気の供給を廃止される契約者は，あらかじめ当該需要者に係る供給地点への託送供給の廃止希望日を定めて，当社に申し出ていただきます。ただし，廃止申込みがロの開始申込みより先だって行なわれた場合で，当該需要者への電気の供給を新たに開始される契約者からの当該供給地点への託送供給の開始の申込みが廃止希望日の２暦日前から起算して８営業日前の日の１暦日前（記録型計量器を取り付けている場合は廃止希望日の２暦日前から起算して１営業日前の日の１暦日前といたします。）までに行なわれなかったときには，当社は，当該廃止申込みの承諾を取り消します。

また，廃止日は，当該供給地点への電気の供給を新たに開始される契約者が当社と定めた開始日と同一の日といたします。

ロ　需要者への電気の供給を新たに開始される契約者は，あらかじめ当該需要者に係る供給地点への託送供給の開始希望日を定めて，当社に申し出ていただきます。この場合，当社は，契約者と協議のうえ開始日を定めます。ただし，開始申込みが廃止申込みより先だって行なわれた場合で，当該需要者への電気の供給を廃止される契約者からの当該供給地点への託送供給の廃止の申込みが開始希望日の２暦日前から起算して８営業日前の日の１暦日前（記録型計量器を取り付けている場合は廃止希望日の２暦日前から起算して１営業日前の日の１暦日前といたします。）までに行なわれなかったときには，当社は，当該開始申込みの承諾を取り消します。

ハ　イおよびロにおける営業日は，当社が定めるものとし，契約者にお知らせいたします。

(4)　分割接続供給の場合で，いずれかの契約者に係る接続供給契約の内容に変更が生ずるときは，あらかじめ双方の契約者で協議のうえ，すみやかに当社に変更を申し出ていただきます。

なお，分割接続供給に係る接続供給契約の開始または変更後１年に満たない場合，９（検討および契約の申込み）(4)イ(ヲ) ａ，ｂおよびｄの事項の変更はできないものといたします。

(5)　需要抑制量調整供給契約の場合で，需要者が電力需給に関する契約等を締結している契約者を変更されたときは，需要抑制契約者からの申出がない場合であっても，当社は，需要者の需要場所に係る需要抑制量調整供給を終了させるための

処置を行なうことがあります。

なお，この場合には，当社が当該需要場所に係る需要抑制量調整供給を終了させるための処置を行なった日に需要抑制量調整供給契約は変更され，または消滅するものといたします。

(6) 混雑緩和希望者提起による系統増強プロセス（以下「混雑緩和プロセス」といいます。）により供給設備の変更を希望される場合で，発電契約者が発電量調整供給契約を変更するときの(1)による発電量調整供給契約の変更は，次のとおりといたします。

イ　事前照会の申込み

(ｲ) 発電契約者は，混雑緩和プロセスの概要検討（以下「概要検討」といいます。）の申込みに先だち，当社所定の様式により，混雑緩和プロセスの事前照会（以下「事前照会」といいます。）の申込みをしていただきます。

(ﾛ) 当社は，事前照会の申込みをいただいた後，原則として２月以内に，検討結果をお知らせいたします。

ロ　概要検討の申込み

(ｲ) 発電契約者は，混雑緩和プロセス開始の申込みに先だち，当社所定の様式により，イ(ﾛ)の検討結果をお知らせした日から２月以内に，概要検討の申込みをしていただきます。

(ﾛ) 当社は，概要検討の申込みをいただいた後，原則として３月以内に，検討結果をお知らせいたします。

(ﾊ) 当社は，１受電地点１検討につき２２万円を検討料として，概要検討の申込み時に発電契約者から申し受けます。

ハ　混雑緩和プロセス開始の申込み

発電契約者が混雑緩和プロセスを希望される場合で，電力広域的運営推進機関送配電等業務指針に定める混雑緩和プロセスに関する保証金（以下「混雑緩和プロセスに関する保証金」といい，その金額は電力広域的運営推進機関業務規程に定める方法により算定いたします。）を要するときは，混雑緩和プロセスに関する保証金をお支払いいただき，ロ(ﾛ)の検討結果をお知らせした日から１月以内に，混雑緩和プロセス開始の申込みをしていただきます。

なお，発電契約者が追加混雑緩和希望者の募集が開始された混雑緩和プロセスへ参加を希望される場合で，混雑緩和プロセスに関する保証金を要するときは，混雑緩和プロセスに関する保証金をお支払いいただき，募集開始日から２

月以内に応募をしていただきます。

また，混雑緩和プロセスにもとづき工事費負担金補償金を定める場合は，当社と工事費負担金の補償に関する契約を締結していただきます。

53　名義の変更

合併その他の原因によって，新たな契約者，発電契約者，発電者または需要抑制契約者が，それまで託送供給または電力量調整供給を受けていた契約者，発電契約者，発電者または需要抑制契約者の当社に対する接続供給契約もしくは振替供給契約，発電量調整供給契約，系統連系受電契約または需要抑制量調整供給契約についてのすべての権利義務を受け継ぎ，引き続き託送供給または電力量調整供給を希望される場合は，名義変更の手続きによることができます。この場合には，新たな契約者，発電契約者，発電者または需要抑制契約者は，その旨を当社へ文書（当社所定の様式によります。）により申し出ていただきます。ただし，新たな契約者，発電契約者または発電者が，自己等への電気の供給の用に供するための接続供給契約もしくは振替供給契約，発電量調整供給契約または系統連系受電契約についてのすべての権利義務を受け継ぎ，引き続き当該接続供給契約もしくは当該振替供給契約，当該発電量調整供給契約または当該系統連系受電契約を希望される場合は，８（契約の要件）(1)リに定める要件を満たすことを文書にて証明できる場合に限り，名義変更の手続きをいたします。

54　契約の廃止

(1)　契約者が接続供給契約もしくは振替供給契約を廃止しようとされる場合，発電契約者が発電量調整供給契約を廃止しようとされる場合，発電者が系統連系受電契約を廃止しようとされる場合または需要抑制契約者が需要抑制量調整供給契約を廃止しようとされる場合は，契約者，発電契約者，発電者または需要抑制契約者は，あらかじめその廃止期日を定めて，当社に通知していただきます。この場合，当社は，原則として，契約者または発電契約者から通知された廃止期日に，当社の供給設備または発電者もしくは需要者の電気設備において，託送供給または発電量調整供給を終了させるための適当な処置を行ないます。

なお，この場合には，必要に応じて発電者および需要者に協力していただきます。

(2)　当社の供給設備を継続して利用または反復して利用されることが想定されるに

もかかわらず，発電契約者または発電者から，発電設備等の検査，補修，休止等の理由により発電量調整供給契約または系統連系受電契約の廃止の申出がある場合は，正当な理由がない限り，(1)にかかわらず，発電量調整供給契約または系統連系受電契約の廃止はできないものといたします。

(3) 接続供給契約，振替供給契約，発電量調整供給契約，系統連系受電契約または需要抑制量調整供給契約は，56（解約等）および次の場合を除き，契約者，発電契約者，発電者または需要抑制契約者が当社に通知された廃止期日に消滅いたします。

イ　当社が契約者，発電契約者，発電者または需要抑制契約者の廃止通知を廃止期日の翌日以降に受けた場合は，通知を受けた日に接続供給契約，振替供給契約，発電量調整供給契約，系統連系受電契約または需要抑制量調整供給契約が消滅したものといたします。

ロ　当社の責めとならない理由（非常変災等の場合を除きます。）により託送供給または発電量調整供給を終了させるための処置ができない場合は，接続供給契約，振替供給契約，発電量調整供給契約または系統連系受電契約は，託送供給または発電量調整供給を終了させるための処置が可能となった日に消滅するものといたします。

(4) 分割接続供給の場合で，いずれかの契約者に係る接続供給契約を廃止しようとするときは，あらかじめ双方の契約者で協議のうえ，(1)に準じて接続供給契約の廃止を申し出ていただきます。

なお，一方の契約者に係る接続供給契約が廃止された場合，当社は，原則として，他の一方の契約者へ当該供給地点におけるすべての電気について接続供給を行なうことといたします。この場合，当該供給地点においてすべての電気について接続供給を受ける契約者は，52（契約の変更）(1)に準じて接続供給契約を変更していただきます。

(5) 発電量調整供給契約または系統連系受電契約の場合で，発電量調整供給契約または系統連系受電契約を締結している発電場所と同一の場所である需要場所において締結している接続供給契約（発電設備等に係る供給地点の接続供給契約に限ります。）が廃止されたときは，発電契約者または発電者からの申出がない場合であっても，当社は，当該発電場所に係る発電量調整供給を終了させるための処置を行ないます。

なお，この場合には，当社が当該発電場所に係る発電量調整供給を終了させる

ための処置を行なった日に発電量調整供給契約および系統連系受電契約は変更され，または消滅するものといたします。

(6) 需要抑制量調整供給契約の場合で，需要者が電力需給に関する契約等を締結している契約者が契約を廃止されたときは，需要抑制契約者からの申出がない場合であっても，当社は，需要者の需要場所に係る需要抑制量調整供給を終了させるための処置を行なうことがあります。

なお，この場合には，当社が当該需要場所に係る需要抑制量調整供給を終了させるための処置を行なった日に需要抑制量調整供給契約は変更され，または消滅するものといたします。

55 供給開始後の契約の廃止または変更にともなう料金および工事費の精算

(1) 次の場合には，当社は，接続供給契約の廃止または変更の日に料金および工事費を契約者に，発電量調整供給契約の廃止または変更の日に料金および工事費を発電契約者に，それぞれ精算していただきます。

なお，この場合は，受電地点または供給地点ごとに精算するものといたします。ただし，分割接続供給の場合は，供給地点に係る接続供給契約ごとに精算するものといたします。

イ 接続供給の場合

(イ) 低圧で供給する場合

a 契約者が接続送電サービス契約電力，接続送電サービス契約電流または接続送電サービス契約容量を新たに設定し，または増加された後１年に満たないでこれを廃止しようとされる場合は，それまでの期間の接続送電サービス料金について，さかのぼって，新たに設定し，または増加された接続送電サービス契約電力，接続送電サービス契約電流または接続送電サービス契約容量分につき，電灯標準接続送電サービス，電灯時間帯別接続送電サービスまたは電灯従量接続送電サービスの適用を受けていた場合は該当料金の１０パーセントを割増ししたものを適用し，動力標準接続送電サービス，動力時間帯別接続送電サービスまたは動力従量接続送電サービスの適用を受けていた場合は該当料金の２０パーセントを割増ししたものを適用いたします。

また，当社は，契約者が接続送電サービス契約電力，接続送電サービス契約電流または接続送電サービス契約容量を新たに設定し，または増加され

たことにともない新たに施設した供給設備について，73（臨時工事費）の臨時工事費として算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額を精算いたします。

なお，増加後に廃止しようとされる場合には，それぞれの接続供給電力量は，接続送電サービス契約電力，接続送電サービス契約電流または接続送電サービス契約容量の増加分と残余分の比であん分したものといたします。

b　契約者が接続送電サービス契約電力，接続送電サービス契約電流または接続送電サービス契約容量を新たに設定し，または増加された後１年に満たないでこれを減少しようとされる場合は，それまでの期間の接続送電サービス料金について，さかのぼって，減少される接続送電サービス契約電力，接続送電サービス契約電流または接続送電サービス契約容量分につき，電灯標準接続送電サービス，電灯時間帯別接続送電サービスまたは電灯従量接続送電サービスの適用を受けていた場合は該当料金の１０パーセントを割増ししたものを適用し，動力標準接続送電サービス，動力時間帯別接続送電サービスまたは動力従量接続送電サービスの適用を受けていた場合は該当料金の２０パーセントを割増ししたものを適用いたします。

また，当社の供給設備のうち接続送電サービス契約電力，接続送電サービス契約電流または接続送電サービス契約容量の減少に見合う部分について，73（臨時工事費）の臨時工事費として算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額を精算いたします。

なお，この場合には，それぞれの接続供給電力量は，接続送電サービス契約電力，接続送電サービス契約電流または接続送電サービス契約容量の減少分と残余分の比であん分したものといたします。

c　当社が将来の需要等を考慮して供給設備を常置する場合は，ａおよびｂにかかわらず精算いたしません。

d　電灯定額接続送電サービスの適用を受ける場合の料金および工事費の精算は，ａ，ｂおよびｃに準ずるものといたします。

(ﾛ) 高圧または特別高圧で供給する場合

a　契約者が接続送電サービス契約電力または予備送電サービス契約電力を新たに設定し，または増加された後１年に満たないでこれを廃止しようとされる場合は，それまでの期間の接続送電サービス料金または予備送電

サービス料金について，さかのぼって，新たに設定し，または増加された契約電力分につき該当料金の２０パーセントを割増ししたものを適用いたします。また，当社は，契約者が接続送電サービス契約電力または予備送電サービス契約電力を新たに設定し，または増加されたことにともない新たに施設した供給設備について，73（臨時工事費）の臨時工事費として算定される金額と，既に申し受けた工事費負担金との差額を精算いたします。

なお，増加後に廃止しようとされる場合には，それぞれの接続供給電力量は，接続送電サービス契約電力または予備接続送電サービス契約電力の増加分と残余分の比であん分したものといたします。

b　契約者が接続送電サービス契約電力または予備送電サービス契約電力を新たに設定し，または増加された後１年に満たないでこれを減少しようとされる場合は，それまでの期間の接続送電サービス料金または予備送電サービス料金について，さかのぼって，減少契約電力分につき該当料金の２０パーセントを割増ししたものを適用いたします。また，当社の供給設備のうち接続送電サービス契約電力または予備送電サービス契約電力の減少に見合う部分について，73（臨時工事費）の臨時工事費として算定される金額と，既に申し受けた工事費負担金との差額を精算いたします。

なお，この場合には，それぞれの接続供給電力量は，接続送電サービス契約電力または予備送電サービス契約電力の減少分と残余分の比であん分したものといたします。

c　分割接続供給の場合は，ａおよびｂにかかわらず，次のとおりといたします。

(a)　契約者が，１供給地点につき，１接続送電サービスまたは１予備送電サービスを適用した場合の接続送電サービス契約電力または予備送電サービス契約電力を新たに設定し，または増加された後１年に満たないでこれを消滅させる場合は，それまでの期間の双方の契約者に係る接続送電サービス料金または予備送電サービス料金および１供給地点につき，１接続送電サービスまたは１予備送電サービスを適用した場合の接続送電サービス料金または予備送電サービス料金について，さかのぼって，新たに設定し，または増加された契約電力分につき該当料金の 20 パーセントを割増ししたものを適用いたします。また，当社は，契約者が，１供給地点につき，１接続送電サービスまたは１予備送電サービスを適用し

た場合の接続送電サービス契約電力または予備送電サービス契約電力を新たに設定し，または増加されたことにともない新たに施設した供給設備について，73（臨時工事費）の臨時工事費として算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額を，双方の契約者と当社との協議によって，一方または双方の契約者と精算いたします。

なお，増加後に消滅させる場合には，それぞれの接続供給電力量は，接続送電サービス契約電力の増加分と残余分の比であん分したものといたします。

(b) 契約者が，１供給地点につき，１接続送電サービスまたは１予備送電サービスを適用した場合の接続送電サービス契約電力または予備送電サービス契約電力を新たに設定し，または増加された後１年に満たないでこれを減少しようとされる場合は，それまでの期間の双方の契約者に係る接続送電サービス料金または予備送電サービス料金および１供給地点につき，１接続送電サービスまたは１予備送電サービスを適用した場合の接続送電サービス料金または予備送電サービス料金について，さかのぼって，減少契約電力分につき該当料金の 20 パーセントを割増ししたものを適用いたします。また，当社の供給設備のうち，１供給地点につき，１接続送電サービスまたは１予備送電サービスを適用した場合の接続送電サービス契約電力または予備送電サービス契約電力の減少に見合う部分について，73（臨時工事費）の臨時工事費として算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額を，双方の契約者と当社との協議によって，一方または双方の契約者と精算いたします。

なお，この場合には，それぞれの接続供給電力量は，接続送電サービス契約電力の減少分と残余分の比であん分したものといたします。

(c) (a)または(b)で料金の精算を行なう場合で，それぞれの契約者に係る接続送電サービス料金の合計と，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービス料金との間に差が生ずるときは，33（料金の算定）(12)に準じて接続送電サービス料金の調整を行ない，それぞれの契約者に係る予備送電サービス料金の合計と，１供給地点につき，１予備送電サービスを適用した場合の予備送電サービス料金との間に差が生ずるときは，33（料金の算定）(14)に準じて予備送電サービス料金の調整を行ないます。

(ﾊ) 19（接続送電サービス）(2)イ(ｲ)によって接続送電サービス契約電力を定める契約者（19〔接続送電サービス〕(2)ニで需要者の発電設備の検査，補修または事故〔停電による停止等を含みます。〕により生じた不足電力の補給にあてるための電気の供給分以外の供給分について，19〔接続送電サービス〕(2)イ(ｲ)に準じて定める契約者を含みます。）が，需要場所における受電設備等を新たに設定し，または需要場所における受電設備の総容量等を増加された日以降１年に満たないで接続送電サービス契約電力を廃止し，または19(接続送電サービス）(2)イ(ｲ)ｃにより接続送電サービス契約電力を減少しようとされる場合は，(ｲ)または(ﾛ)に準ずるものといたします。この場合，(ｲ)または(ﾛ)にいう接続送電サービス契約電力を新たに設定するとは，需要場所における受電設備等を新たに設定することとし，接続送電サービス契約電力を増加するとは，需要場所における受電設備の総容量等を増加することとし，接続送電サービス契約電力を減少するとは，19（接続送電サービス）(2)イ(ｲ)ｃにより接続送電サービス契約電力を減少することといたします。

ロ　発電量調整供給の場合

(ｲ) 発電契約者が契約受電電力，同時最大受電電力または予備送電サービス契約電力を新たに設定し，または増加された後１年に満たないでこれを廃止しようとされる場合で，新たに施設した当社の供給設備を撤去するときには，その諸工費から，その撤去後の資材の残存価額を差し引いた金額を申し受けます。

(ﾛ) 発電契約者が契約受電電力，同時最大受電電力または予備送電サービス契約電力を新たに設定し，または増加された後１年に満たないでこれを減少しようとされる場合で，当社の供給設備のうち契約受電電力，同時最大受電電力または予備送電サービス契約電力の減少に見合う部分について，新たに施設した当社の供給設備を撤去するときには，その諸工費から，その撤去後の資材の残存価額を差し引いた金額を申し受けます。

(2) 発電者または需要者が当社の供給設備を同一の使用形態で利用され，利用されてからの期間が１年以上になる場合には，１年以上利用される契約電力等に見合う部分については，(1)にかかわらず精算いたしません。

なお，接続供給契約または発電量調整供給契約の消滅または変更の日以降に１年以上にならないことが明らかになった場合には，明らかになった日に(1)に準じて精算を行ないます。

(3) 非常変災等やむをえない理由による場合は，(1)にかかわらず精算いたしません。

56 解約等

(1) 当社は，次の場合には，接続供給契約，振替供給契約，発電量調整供給契約，系統連系受電契約または需要抑制量調整供給契約を解約することがあります。

なお，系統連系受電契約を解約した場合には，当該発電場所に係る発電量調整供給契約は変更され，または消滅するものといたします。

この場合には，その旨を文書により契約者，発電契約者，発電者または需要抑制契約者にお知らせいたします。

また，契約者，発電契約者，発電者または需要抑制契約者がロに該当する場合は，その旨を文書等により発電者，需要者または需要者と電力需給に関する契約等を締結している契約者にお知らせすることがあります。

イ　46（託送供給等の停止）によって託送供給または発電量調整供給を停止された契約者，発電契約者，発電者または需要者が当社の定めた期日までにその理由となった事実を解消されない場合

ロ　契約者，発電契約者，発電者または需要抑制契約者が次のいずれかに該当する場合

(ｲ) 料金が支払期日を経過してなお支払われない場合

(ﾛ) 発電契約者と当社が，発電者の料金，延滞利息および契約超過金の支払いに関する期日をあらかじめ定めた場合で，あらかじめ定めた支払いに関する期日を経過してなお引き渡されないとき。

(ﾊ) 他の接続供給契約（既に消滅しているものを含みます。），発電量調整供給契約（既に消滅しているものを含みます。），系統連系受電契約（既に消滅しているものを含みます。）または需要抑制量調整供給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を支払期日を経過してなお支払われない場合

(ﾆ) 料金以外の債務を支払われない場合

(ﾎ) 当社と締結する他の契約（既に消滅しているものを含みます。）にもとづく料金等の金銭債務を支払われない場合

ハ　契約者，発電契約者，発電者または需要抑制契約者が次のいずれかに該当し，当社が契約者，発電契約者，発電者または需要抑制契約者にその改善を求めた場合で，41（適正契約の保持等）に定める適正契約への変更および適正な使用状態，発電・放電状態または需要抑制状態への修正に応じていただけないとき。

(ｲ) 8（契約の要件）を欠くに至った場合

(ﾛ) 接続供給の場合で，頻繁に接続対象電力量と接続対象計画電力量との間に著しい差が生じるとき。

(ﾊ) 発電量調整供給の場合で，頻繁に発電量調整受電電力量と発電量調整受電計画電力量との間に著しい差が生じるとき。

(ﾆ) 需要抑制量調整供給の場合で，頻繁に需要抑制量調整受電電力量と需要抑制量調整受電計画電力量との間に著しい差が生じるとき。

(ﾎ) 需要抑制量調整供給の場合で，頻繁にベースラインが著しく不適当と認められるとき。

(ﾍ) 発電量調整受電電力が契約受電電力または同時最大受電電力をこえる場合

(ﾄ) その他この約款に反した場合

(2) 分割接続供給の場合で，一方の契約者に係る接続供給契約が(1)によって解約されたときは，当社は，原則として，他の一方の契約者へ当該供給地点におけるすべての電気について接続供給を行なうことといたします。この場合，当該供給地点においてすべての電気について接続供給を受ける契約者は，52（契約の変更）(1)に準じて接続供給契約を変更していただきます。

(3) 需要者がその需要場所から移転され，電気を使用されていないことが明らかな場合には，契約者または需要抑制契約者からの申出がない場合であっても，当社は，当該需要場所に係る接続供給および需要抑制量調整供給を終了させるための処置を行なうことがあります。

この場合，当社が当該需要場所に係る接続供給および需要抑制量調整供給を終了させるための処置を行なった日に接続供給契約および需要抑制量調整供給契約は変更され，または廃止するものといたします。

(4) 発電者がその発電場所において，その発電場所に係る設備の保全の意思がないことまたは今後も発電もしくは放電しないことが明らかな場合には，発電契約者または発電者からの申出がない場合であっても，当社は，当該発電場所に係る発電量調整供給を終了させるための処置を行なうことがあります。

この場合，当社が当該発電場所に係る発電量調整供給を終了させるための処置を行なった日に発電量調整供給契約および系統連系受電契約は変更され，または消滅するものといたします。

(5) 発電場所が複数の発電バランシンググループに属しており，かつ，発電者の料金その他を支払期日を経過してなお支払われない場合で，系統連系受電契約を解

約したときは，当該発電契約者からの申出がない場合であっても，発電量調整供給契約を変更していただくものとし，当社は，その旨を発電契約者に通知いたします。

なお，発電契約者と同一の者である発電者の場合は，当該発電契約者との発電量調整供給契約は変更され，または消滅するものといたします。

(6) 発電量調整供給契約または系統連系受電契約の場合で，発電量調整供給契約または系統連系受電契約を締結している発電場所と同一の場所である需要場所において締結している接続供給契約（発電設備等に係る供給地点の接続供給契約に限ります。また，分割接続供給の場合は，当該供給地点に係るすべての接続供給契約といたします。）が(1)によって解約されたときは，発電契約者または発電者からの申出がない場合であっても，当社は，当該発電場所に係る発電量調整供給を終了させるための処置を行ないます。

この場合，当社が当該発電場所に係る発電量調整供給を終了させるための処置を行なった日に発電量調整供給契約および系統連系受電契約は変更され，または消滅するものといたします。

57 契約消滅後の債権債務関係

接続供給契約，振替供給契約，発電量調整供給契約，系統連系受電契約または需要抑制量調整供給契約期間中の料金その他の債権債務は，接続供給契約，振替供給契約，発電量調整供給契約，系統連系受電契約または需要抑制量調整供給契約の消滅によっては消滅いたしません。

Ⅶ　受電方法および供給方法ならびに工事

58　受電地点，供給地点および施設

(1) 受電地点

イ　電気の受電地点は，当社の供給設備と発電者の電気設備との接続点といたします。ただし，発電者の電気設備が当社の供給設備と電気的に接続しない場合の受電地点は，会社間連系点といたします。

ロ　受電地点は，会社間連系点を受電地点とする場合を除き，発電場所内の地点とし，当社の供給設備から最短距離にある場所を基準として発電契約者と当社との協議によって定めます。ただし，次の場合には，発電契約者と当社との協議により，発電場所以外の地点を受電地点とすることがあります。

(ｲ)　山間地，離島にある発電場所等，当社の電線路から遠隔地にあって将来においても周辺地域に他の発電設備等の設置が見込まれない発電場所から電気を受電する場合

(ﾛ) 当社の立入りが困難な発電場所から電気を受電する場合

(ﾊ)　１建物内の２以上の発電場所から電気を受電する場合で各発電場所までの電気設備が当社の管理の及ばない場所を通過することとなるとき。

(ﾆ) 60（地中引込線）(4)により地中引込線によって電気を受電する場合

(ﾎ) その他特別の事情がある場合

(2) 供給地点

イ　接続供給の場合

(ｲ) 供給地点は，当社の供給設備と需要者の電気設備との接続点といたします。

(ﾛ)　供給地点は，需要場所内の地点とし，当社の供給設備から最短距離にある場所を基準として契約者と当社との協議によって定めます。ただし，次の場合には，契約者と当社との協議により，需要場所以外の地点を供給地点とすることがあります。

ａ　山間地，離島にある需要場所等，当社の電線路から遠隔地にあって将来においても周辺地域に他の需要が見込まれない需要場所に対して電気を供給する場合

ｂ　当社の立入りが困難な需要場所に対して電気を供給する場合

ｃ　１建物内の２以上の需要場所に電気を供給する場合で各需要場所までの

電気設備が当社の管理の及ばない場所を通過することとなるとき。

d　60（地中引込線）(4)により地中引込線によって電気を供給する場合

e　その他特別の事情がある場合

ロ　振替供給の場合

供給地点は，会社間連系点といたします。

(3) 受電地点に至るまでの供給設備および供給地点に至るまでの供給設備は，当社の所有とし，工事費負担金または臨時工事費として申し受ける金額を除き，当社の負担で施設いたします。

なお，当社は，発電者または需要者（共同引込線による引込みで電気を受電または供給する複数の発電者または需要者を含みます。）のみのために発電者または需要者の土地または建物に引込線，接続装置等の供給設備を施設する場合は，その施設場所を発電者または需要者から無償で提供していただきます。

(4) 付帯設備（(3)により発電者または需要者の土地または建物に施設される供給設備を支持し，または収納する工作物およびその供給設備の施設上必要な発電者または需要者の建物に付合する設備をいいます。）は，原則として，託送供給のために施設する場合は，契約者の負担により，契約者で施設していただき，発電量調整供給のために施設する場合は，発電契約者の負担により，発電契約者で施設していただきます。この場合には，当社が付帯設備を無償で使用できるものといたします。

(5) 特定送配電事業を営む者が維持および運用する電線路に複数の発電場所または複数の需要場所が接続する場合の受電地点または供給地点は，(1)または(2)に準じて契約者または発電契約者と当社との協議によって定めます。この場合，当該複数の発電場所または複数の需要場所につき，１受電地点または１供給地点といたします。

59　架空引込線

(1) 当社の供給設備と発電者または需要者の電気設備との接続を引込線によって行なう場合には，原則として架空引込線によるものとし，発電者または需要者の建造物または補助支持物の引込線取付点までは，当社が施設いたします。

(2) 引込線取付点は，当社の供給設備の最も適当な支持物から原則として最短距離の場所であって，堅固に施設できる点を契約者または発電契約者と当社との協議によって定めます。

(3) 受電地点または供給地点から発電者または需要者の引込開閉器に至るまでの配線（以下「引込口配線」といいます。）は，託送供給のために施設する場合は，契約者の負担により，契約者で施設していただき，発電量調整供給のために施設する場合は，発電契約者の負担により，発電契約者で施設していただきます。

(4) 引込線を取り付けるため発電場所内または需要場所内に設置する引込小柱等の補助支持物は，託送供給のために施設する場合は，契約者の負担により，契約者で施設していただき，発電量調整供給のために施設する場合は，発電契約者の負担により，発電契約者で施設していただきます。この場合には，当社が補助支持物を無償で使用できるものといたします。

(5) 当社は，原則として発電者または需要者の承諾をえて，次により，発電者または需要者の引込小柱等の補助支持物を使用して他の発電者から電気を受電または他の需要者へ電気を供給することがあります。

イ　当社は，発電者または需要者の補助支持物を使用して，他の発電者または他の需要者への引込線を施設いたします。この場合，その補助支持物から最短距離の場所にある発電者または需要者の建造物または補助支持物の取付点に至るまでの引込口配線は引込線とし，その引込線および補助支持物の管理（材料費の負担を含みます。）は当社が行ないます。また，受電地点または供給地点は，発電者または需要者へ引き込むための引込線の終端に変更いたします。

ロ　イにより当社が管理を行なう引込線または補助支持物を改修し，または撤去する場合は，当社が工事を行なうものとし，この場合に生ずる撤去材料は，原則として，発電者または需要者にお返しいたします。また，これにともない新たに施設される場合の引込線または補助支持物は，当社の所有とし，当社の負担で施設いたします。

60　地中引込線

(1) 架空引込線を施設することが法令上認められない場合または技術上，経済上もしくは地域的な事情により不適当と認められる場合で，当社の供給設備と発電者または需要者の電気設備との接続を地中引込線によって行なうときには，次のイまたはロの最も当社の供給設備に近い接続点までを当社が施設いたします。

イ　発電者または需要者が発電場所内または需要場所内に施設する開閉器，断路器または接続装置の接続点

ロ　当社が施設する計量器（付属装置を含みます。）または接続装置の接続点

なお，当社は，発電者または需要者の土地または建物に接続装置等を施設することがあります。

(2) (1)により当社の供給設備と接続する電気設備の施設場所は，当社の供給設備の最も適当な支持物または分岐点から最短距離の場所にあり，原則として，地中引込線の施設上とくに多額の費用を要する等特別の工事を必要とせず，かつ，安全に施設できる次のいずれにも該当する場所とし，契約者または発電契約者と当社との協議によって定めます。

なお，これ以外の場合には，発電場所内または需要場所内の地中引込線は，託送供給のために施設する場合は，契約者の負担により，契約者で施設していただき，発電量調整供給のために施設する場合は，発電契約者の負担により，発電契約者で施設していただきます。

イ　発電者または需要者の構内における地中引込線のこう長が５０メートル程度以内の場所

ロ　建物の３階以下にある場所

ハ　その他地中引込線の施設上特殊な工法，材料等を必要としない場所

(3) 地中引込線の施設上必要な付帯設備は，原則として，託送供給のために施設する場合は，契約者の負担により，契約者で施設していただき，発電量調整供給のために施設する場合は，発電契約者の負担により，発電契約者で施設していただきます。この場合には，当社が付帯設備を無償で使用できるものといたします。

なお，この場合の付帯設備は，次のものをいいます。

イ　鉄管，暗きょ等発電者または需要者の土地または建物の壁面等に引込線をおさめるために施設される工作物（π引込みの場合のケーブルの引込みおよび引出しのために施設されるものを含みます。）

ロ　発電者または需要者の土地または建物に施設される基礎ブロック（接続装置を固定するためのものをいいます。）およびハンドホール

ハ　その他イまたはロに準ずる設備

(4) 接続を架空引込線によって行なうことができる場合で，契約者または発電契約者の希望によりとくに地中引込線によって行なうときには，地中引込線は，原則として，託送供給のために施設する場合は，契約者の負担により，契約者で施設していただき，発電量調整供給のために施設する場合は，発電契約者の負担により，発電契約者で施設していただきます。ただし，当社が，保安上または保守上適当と認めた場合は，(1)に準じて接続を行ないます。

この場合，当社は，68（受電地点への供給設備の工事費負担金）(2)，(4)または71（供給地点への供給設備の工事費負担金）(2)の工事費負担金を契約者または発電契約者から申し受けます。

61　連接引込線等

(1)　当社は，建物の密集場所等特別の事情がある場所では，連接引込線（１発電場所または１需要場所の引込線から分岐して支持物を経ないで他の発電場所の受電地点または他の需要場所の供給地点に至る引込線をいいます。）または共同引込線によって当社の供給設備と発電者または需要者の電気設備との接続をすることがあります。この場合，当社は，分岐装置を発電者または需要者の土地または建物に施設することがあります。

なお，発電者または需要者の電気設備との接続点までは，当社が施設いたします。

(2)　当社は，原則として発電者または需要者の承諾をえて，次により，発電者または需要者の引込口配線を使用して他の発電者から電気を受電または他の需要者へ電気を供給することがあります。

イ　当社は，発電者または需要者の引込口配線から分岐して，他の発電者または他の需要者への連接引込線を施設いたします。この場合，その引込口配線の終端までは共同引込線とし，その管理（材料費の負担を含みます。）は当社が行ないます。また，受電地点または供給地点は，当社が管理を行なう共同引込線の終端に変更いたします。

ロ　イにより当社が管理を行なう共同引込線を改修し，または撤去する場合は，当社が工事を行なうものとし，この場合に生ずる撤去材料は，原則として，発電者または需要者にお返しいたします。また，これにともない新たに施設される共同引込線は，当社の所有とし，当社の負担で施設いたします。

62　中高層集合住宅等における受電方法および供給方法

中高層集合住宅等の場合で，１建物内の２以上の発電場所または需要場所において電気を受電または供給するときには，当社は，原則として共同引込線による１引込みで電気を受電または供給いたします。

なお，技術上その他やむをえない場合は，当社は，発電者または需要者の土地または建物に変圧器等の供給設備を施設し，電気を受電または供給いたします。

この場合，変圧器の２次側接続点までは，当社が施設いたします。

63　引込線の接続

当社の供給設備と発電者または需要者の電気設備との接続は，当社が行ないます。

なお，契約者または発電契約者の希望によって引込線の位置変更工事をする場合には，当社は，実費を契約者または発電契約者から申し受けます。

64　計量器等の取付け

(1) 料金の算定上必要な計量器，その付属装置（計量器箱，変成器，変成器箱，変成器の２次配線および計量情報等を伝送するための通信装置等をいいます。）および区分装置（力率測定時間を区分する装置等をいいます。）については，以下のとおりといたします。ただし，記録型計量器に記録された電力量計の値等を伝送するために当社が発電者または需要者の電気工作物を使用する場合の当該電気工作物は計量器の付属装置とはいたしません。

イ　接続供給電力量の計量に必要な計量器，その付属装置および区分装置は，原則として，接続送電サービス契約電力等に応じて当社が選定し，かつ，当社の所有とし，当社の負担で取り付けます。ただし，契約者の希望によって計量器の付属装置を施設する場合または変成器の２次配線等でとくに多額の費用を要する場合については，契約者の負担により，契約者で取り付けていただくことがあります。

ロ　発電量調整受電電力量の計量に必要な計量器，その付属装置および区分装置は，原則として，契約受電電力に応じて当社が選定し，かつ，当社の所有とし，当社で取り付けます。この場合，当社は 69（受電用計量器等の工事費負担金）の工事費負担金を発電契約者から申し受けます。

(2) 計量器，その付属装置および区分装置の取付位置は，適正な計量ができ，かつ，検査ならびに取付けおよび取外し工事が容易な場所（低圧で受電または供給する場合，原則として屋外といたします。）とし，契約者または発電契約者と当社との協議によって定めます。

また，集合住宅等の場合で，契約者または発電契約者の希望によって計量器，その付属装置および区分装置を建物内に取り付けたときには，契約者または発電契約者と当社との協議により，あらかじめ解錠のための鍵等を提出していただくことがあります。

(3) 計量器，その付属装置および区分装置の取付場所は，発電者または需要者から無償で提供していただきます。また，(1)により契約者または発電契約者が施設するものについては，当社が無償で使用できるものといたします。

(4) 当社は，記録型計量器に記録された電力量計の値等を伝送するために発電者または需要者の電気工作物を使用することがあります。この場合には，当社が無償で使用できるものといたします。

(5) 契約者または発電契約者の希望によって計量器，その付属装置および区分装置の取付位置を変更する場合には，当社は，実費を契約者または発電契約者から申し受けます。

(6) 法令により発電量調整受電電力量の計量に必要な計量器およびその付属装置を取り替える場合には，当社は，低圧で受電するときを除き，実費を発電契約者から申し受けます。

65 電流制限器等の取付け

(1) 需要場所の電流制限器等は，当社の所有とし，当社の負担で取り付けます。

(2) 電流制限器等の取付位置は原則として屋内とし，その取付場所は需要者から無償で提供していただきます。

(3) 契約者の希望によって電流制限器等の取付位置を変更する場合には，当社は，実費を契約者から申し受けます。

66 通信設備等の施設

(1) 給電指令上必要な次の通信設備等の施設については，それぞれ次のとおりといたします。

イ 保安通信用電話設備等

契約者または発電契約者の負担により，契約者または発電契約者で施設していただきます。

なお，この場合の保安通信用電話設備等は，当社の指定する仕様とし，無償で使用させていただきます。

ロ 系統連系技術要件に定めるＮ－１電制の実施に必要な装置は，発電契約者で施設していただきます。

なお，施設等に要した費用の実費について，当社から発電契約者にお支払いいたします。

ハ　給電情報伝送装置および信号端局装置等

(ｲ) 原則として当社の所有とし，当社で施設いたします。この場合，当社は，69（受電用計量器等の工事費負担金）の工事費負担金を発電契約者から申し受けます。ただし，Ｎ－１電制の実施に必要な通信設備として施設する場合は申し受けません。

(ﾛ) 施設場所は，施設工事，検査および保守点検作業が容易な場所とし，発電者または需要者と当社との協議により定めます。

なお，施設場所および必要な電源は，発電者または需要者から無償で提供していただきます。

(2) 当社の通信設備等と契約者または発電契約者の通信設備等との接続点は，原則として発電場所内および需要場所内の地点とし，当該構内の当社通信線路が最短距離となる場所を基準として，契約者または発電契約者と当社との協議によって定めます。ただし，山間地，離島等の特殊な発電場所から電気を受電する場合，その他特別の事情がある場合は，契約者または発電契約者と当社との協議により，発電場所および需要場所以外の地点を通信設備等の接続点とすることがあります。

(3) 当社の変電所等から接続点に至るまでの通信設備等は，当社の所有とし，工事費負担金または臨時工事費として申し受ける金額を除き，当社の負担で施設いたします。

(4) 契約者または発電契約者の希望によって，通信設備等の取付位置を変更する場合には，当社は，実費を契約者または発電契約者から申し受けます。

67　専用供給設備

(1) 当社は，次の場合には，契約者または発電契約者の専用設備として供給設備を施設いたします。この場合，受電地点への供給設備については 68（受電地点への供給設備の工事費負担金）(2)または(4)の工事費負担金を，供給地点への供給設備については 71（供給地点への供給設備の工事費負担金）(2)の工事費負担金を申し受けます。

イ　契約者または発電契約者がとくに希望され，かつ，当社の供給区域内の需要に対する電気の供給および他の発電者からの受電に支障がないと認められる場合

ロ　45（託送供給等にともなう協力）の場合

ハ　発電者もしくは需要者の施設の保安上の理由，または発電場所，需要場所お

よびその他周囲の状況から将来においても他に当該供給設備の使用が見込まれない等の事情により，特定の契約者または発電契約者のみが使用されることになる供給設備を専用供給設備として施設することが適当と認められる場合

(2) (1)の専用設備は，受電地点から受電地点に最も近い変電所（受電地点に最も近い変電所が専ら受電のために施設される変電所である場合は，当該変電所から最も近い変電所といたします。）までの電線路または供給地点から供給地点に最も近い変電所までの電線路（配電盤，継電器およびその変電所の受電電圧もしくは供給電圧と同位電圧の母線側断路器またはこれに相当する接続点までを含みます。）に限ります。ただし，特別の事情がある場合は，受電電圧または供給電圧と同位の電線路およびこれに接続する変圧器（１次電圧側線路開閉器を含みます。）とすることがあります。

(3) (2)において，開閉所および蓄電所は，変電所とみなします。

(4) (1)および(2)において，受電地点とは会社間連系点以外の受電地点をいい，供給地点とは会社間連系点以外の供給地点をいいます。

(5) 当社は，供給設備を２以上の契約者または発電契約者が共用する専用供給設備とすることがあります。ただし，(1)イの場合は，次に該当する場合で，いずれの契約者または発電契約者にも承諾をいただいたときに限ります。

イ　２以上の契約者または発電契約者が同時に申込みをされる場合で，いずれの契約者または発電契約者も，当社が専用供給設備から電気を受電することまたは供給することを希望されるとき。

ロ　契約者または発電契約者が，当社が既に施設されている専用供給設備から電気を受電することまたは供給することを希望される場合

Ⅷ　工事費の負担

68　受電地点への供給設備の工事費負担金

(1) 受電側接続設備の工事費負担金

イ　発電契約者が新たに発電量調整供給を開始し，または契約受電電力を増加される場合で，これにともない新たに受電側接続設備（専用供給設備および予備供給設備を除きます。）を施設するときには，当社は，別表 14（標準設計基準）に定める設計（以下「標準設計」といいます。）で施設する場合の工事費（以下「標準設計工事費」といいます。）を工事費負担金として発電契約者から申し受けます。

ロ　Ⅷ（工事費の負担）の各項において，受電側接続設備とは，当社が高圧または特別高圧で受電する場合において，受電地点からの受電の用に供することを主たる目的とする供給設備であって，変電所（専ら当該受電地点への事故波及の防止等を目的として施設される変電所を除きます。）の引出口に施設される断路器の受電地点側接続点（基幹送電設備から受電側接続設備を分岐する場合は，基幹送電設備の接続点といたします。）から他の変電所（専ら当該受電地点への事故波及の防止等を目的として施設される変電所を除きます。）を経ないで受電地点に至る電線および引込線等をいいます。また，Ⅷ（工事費の負担）の各項において，受電地点とは会社間連系点以外の受電地点をいい，開閉所および蓄電所は，変電所とみなします。

(2) 受電地点への特別供給設備の工事費負担金

イ　発電契約者が新たに発電量調整供給を開始し，または契約受電電力を増加される場合で，これにともない当社が新たに受電地点への特別の供給設備を施設するときには，当社は，次の金額を工事費負担金として発電契約者から申し受けます。

(ｲ)　発電契約者の希望によって標準設計をこえる設計で当社が受電地点への供給設備を施設する場合は，標準設計工事費をこえる金額

なお，この場合も，(1)の工事費負担金を申し受けます。

(ﾛ)　67（専用供給設備）によって専用供給設備を施設する場合は，その工事費の全額

なお，この場合には，工事費負担金の対象となる供給設備は，67（専用供給設備）(2)によるものといたします。

(ハ) 受電地点からの受電の用に供することを主たる目的とする供給設備であって，受電側接続設備以外の供給設備（高圧および特別高圧の供給設備に限ります。また，専用供給設備を除きます。）を施設する場合は，ａおよびｂの金額

ａ　当該供給設備の工事費のうち，「発電等設備の設置に伴う電力系統の増強および事業者の費用負担等の在り方に関する指針」にもとづき算定した金額

ただし，託送供給等約款（平成27年12月18日付け20150729資第13号認可）67（受電地点への供給設備の工事費負担金）(2)イ(ハ)ａただし書の適用を受ける場合は，ただし書により算定した金額といたします。

ｂ　発電設備等からの出力により，当社配電用変電所バンクにおいて逆潮流が生じるおそれのある場合で，これに係る措置として当社が新たに供給設備を施設するときには，ａにかかわらず，次の金額

新増加契約受電電力1ｷﾛﾜｯﾄにつき	２，８６０円００銭

ロ　受電地点において21（予備送電サービス）を利用される場合で，これにともない当社が新たに予備供給設備を施設するときには，当社は，その工事費の全額を工事費負担金として発電契約者から申し受けます。

なお，この場合には，工事費負担金の対象となる供給設備は，受電側接続設備に該当する供給設備といたします。ただし，予備供給設備を専用供給設備として施設する場合は，67（専用供給設備）(2)によるものといたします。

(3) 受電地点への供給設備を変更する場合の工事費負担金

イ　発電契約者が契約受電電力または予備送電サービス契約電力の増加にともなわないで，発電契約者の希望によって当該受電地点への供給設備を変更する場合は，63（引込線の接続），64（計量器等の取付け）または66（通信設備等の施設）によって実費を申し受ける場合を除き，当社は，その工事費の全額を工事費負担金として発電契約者から申し受けます。

ロ　混雑緩和プロセスにより供給設備を変更する場合は，イにかかわらず，その工事費のうち，発電等設備の設置に伴う電力系統の増強及び事業者の費用負担

等の在り方に関する指針にもとづき算定した金額を工事費負担金として発電契約者から申し受けます。

ハ　45（託送供給等にともなう協力）によって受電地点への供給設備を新たに施設または変更する場合には，当社は，その工事費の全額を工事費負担金として発電契約者から申し受けます。

(4)　発電契約者が新たに発電量調整供給を開始し，または契約受電電力を増加される場合もしくは受電地点への供給設備を変更する場合で，低圧で受電するとき（受電の用に供することを主たる目的とするときに限ります。）は，(2)イ(ｲ)，(ﾛ)および(3)にかかわらず，その受電の用に供することによって必要となる工事費（(2)イ(ﾊ)により申し受ける金額を除きます。）を工事費負担金として発電契約者から申し受けます。

(5)　工事費の算定

(1)，(2)，(3)および(4)の場合の工事費は，次により算定いたします。

イ　工事費は，発電契約者が標準設計をこえる設計によることを希望される場合を除き，次により算定した標準設計工事費といたします。

また，標準設計工事費は，工事費負担金の対象となる供給設備の工事に要する材料費，工費および諸掛りの合計額といたします。

なお，撤去工事がある場合は，その合計額から撤去後の資材の残存価額を差し引いた金額に，撤去する場合の諸工費（諸掛りを含みます。）を加えた金額といたします。

(ｲ)　材料費は，払出時の単価（電気事業会計規則に定められた方法によって算出した貯蔵品の払出単価等をいいます。）によって算定いたします。

(ﾛ)　諸掛りには，測量監督費，諸経費，補償費，建設分担関連費およびその他の費用を含みます。

(ﾊ)　土地費（電気事業会計規則に定められた固定資産土地として計上される金額）は，工事費に計上いたしません。ただし，架空電線路の経過地に地役権を設定する場合には，その対価の５０パーセントに相当する金額は工事費に計上いたしますが，登録免許税，印紙税，登記手数料等地役権の登記に要する費用は工事費に計上いたしません。

(ﾆ)　架空受電側接続設備の経過地に建造物の構築，竹木の植栽等電線路に支障を及ぼす行為を行なわないことを条件とする補償契約を締結する場合は，その線下補償費の５０パーセントに相当する金額を工事費に計上いたします。

(ﾎ) 補償費中残地補償費は，それが明確に区分されている場合に限り工事費に計上いたします。

(ﾍ) 建設分担関連費は，電気事業会計規則等に定められた電気事業固定資産に振り替えられる範囲に限り工事費に計上いたします。

ロ　発電契約者が標準設計をこえる設計によることを希望される場合の工事費は，イに準じて算定いたします。

ハ　当社が将来の需要を考慮してあらかじめ施設した鉄塔，管路等を利用して受電する場合は，新たに施設される電線路に必要とされる回線数，管路孔数等に応じて次により算定した金額を電線路の工事費に算入いたします。

(ｲ) 鉄塔を利用して電気を受電する場合

$$\text{工事費} \quad \times \frac{\text{使用回線数}}{\text{施設回線数}}$$

(ﾛ) 管路等を利用して電気を受電する場合

$$\text{工事費} \quad \times \frac{\text{使用孔数}}{\text{施設孔数} \ - \ \text{予備孔数}}$$

ニ　当社が特別高圧で受電する電気について，使用開始後３年以内の供給設備を利用する場合は，新たに利用される部分を新たに施設される受電側接続設備（特別高圧のノンファーム電源の受電地点に係る発電場所から電気を受電する場合は，変電所相互間を連絡する電線路を除きます。）とみなします。

ホ　(2)イ(ﾊ)の場合，使用開始後３年以内の供給設備を利用するときは，新たに利用される部分を新たに施設される受電側接続設備以外の供給設備（高圧および特別高圧の供給設備に限ります。また，専用供給設備を除きます。なお，ノンファーム電源の受電地点に係る発電場所から電気を受電する場合は，高圧の供給設備および当社が適当であると認めた供給設備に限ります。）とみなします。

ヘ　低圧または高圧で受電する場合で，工事費を当社が定める単位当たりの金額にもとづいて算定することが適当と認められるときは，イまたはロにかかわらず，工事費を当該金額にもとづいて算定いたします。

(6) 受電地点への供給設備の工事費負担金は，受電地点ごとに，発電量調整供給契約ごとに算定いたします。

ただし，２以上の発電契約者が受電地点への供給設備の全部または一部を共用する場合の工事費負担金の算定は，次によります。

イ　２以上の発電契約者から共同して申込みがあった場合，または２以上の発電

契約者のうち１の発電契約者が代表して工事費負担金を支払われる旨を申し出られた場合の工事費負担金は，その代表の発電契約者による１申込みとみなして算定いたします。

ロ　２以上の発電契約者から同時に申込みがあった場合の工事費負担金は，発電契約者ごとに算定いたします。この場合，発電契約者ごとの共用部分の工事費は，原則として契約受電電力の比であん分した金額といたします。

(7)　特例区域等の発電契約者が新たに発電量調整供給を開始し，または契約受電電力を増加される場合で，これにともない当社が新たに受電地点への供給設備を施設するときには，当社は，(1)，(2)または(4)にかかわらず，その工事費の全額を工事費負担金として発電契約者から申し受けます。

なお，この場合の工事費負担金は，(2)の場合に準じて算定いたします。

69　受電用計量器等の工事費負担金

(1)　発電契約者が新たに発電量調整供給を開始し，または契約受電電力を変更される場合等で，これにともない新たに受電地点における電力量の計量に必要な計量器，その付属装置および区分装置を取り付けるときには，当社は，その工事費の全額を工事費負担金として発電契約者から申し受けます。ただし，低圧で受電する場合で，受電の用に供することを主たる目的とするときには，その受電の用に供することによって必要となる工事費を工事費負担金として発電契約者から申し受けます。

(2)　発電契約者が新たに発電量調整供給を開始し，または契約受電電力を変更される場合等で，これにともない新たに給電情報伝送装置および信号端局装置等を取り付けるときには，当社は，その工事費の全額を工事費負担金として発電契約者から申し受けます。

70　会社間連系設備の工事費負担金

契約者が新たに託送供給を開始し，または契約受電電力等を増加される場合で，これにともない会社間連系設備（会社間連系点に至る供給設備をいいます。）を新たに施設するときには，当社は，工事費負担金を契約者から申し受けます。この場合，工事費負担金の金額は，工事の内容，接続供給契約または振替供給契約の内容等を基準として，契約者と当社との協議によって定めます。

71　供給地点への供給設備の工事費負担金

(1) 供給側接続設備の工事費負担金

イ　低圧または高圧で供給する場合

(ｲ) 契約者が新たに接続供給を開始し，または接続送電サービス契約電力等を増加される場合（新たに接続供給を開始される場合で，当該接続供給を開始される前から引き続き当社の供給設備を利用され，かつ，下位の供給電圧に変更されるときを除きます。）で，これにともない新たに施設される供給側接続設備（専用供給設備および予備供給設備を除きます。）の工事こう長が架空の場合は１，０００メートル，地中の場合は１５０メートルをこえるときには，当社は，その超過こう長に次の金額を乗じてえた金額を工事費負担金として契約者から申し受けます。この場合，工事費負担金は，供給地点ごとに算定いたします。

区分	単位	金額
架空供給側接続設備の場合	超過こう長１ﾒｰﾄﾙにつき	３，４１０円００銭
地中供給側接続設備の場合	超過こう長１ﾒｰﾄﾙにつき	２６，９５０円００銭

なお，張替えまたは添架を行なう場合は，架空供給側接続設備についてはその工事こう長の６０パーセント，地中供給側接続設備についてはその工事こう長の２０パーセントに相当する値を新たに施設される供給側接続設備の工事こう長とみなします。

(ﾛ) ２以上の供給地点に係る供給側接続設備の全部または一部を共用する場合の工事費負担金の算定は，次によります。

a　２以上の契約者から共同して申込みがあった場合，または契約者から２以上の供給地点について申込みがあり，かつ，一括して算定することを希望される場合の工事費負担金の無償こう長は，(1)イ(ｲ)の無償こう長に供給地点の数を乗じてえた値といたします。

b　２以上の契約者から同時に申込みがあった場合，または契約者から２以上の供給地点について申込みがあり，かつ，一括して算定することを希望されない場合の工事費負担金は，供給地点ごとに算定いたします。この場合，それぞれの供給地点における供給側接続設備の工事こう長については，

共用される部分の工事こう長を共用する供給地点の数で除してえた値にその供給地点に係って単独で使用される部分の工事こう長を加えた値を，新たに施設される供給側接続設備の工事こう長といたします。

(ﾊ) 架空供給側接続設備と地中供給側接続設備とをあわせて施設する場合の(ｲ)の超過こう長は，次により算定いたします。

a 地中供給側接続設備の超過こう長は，地中供給側接続設備の工事こう長から地中供給側接続設備の無償こう長を差し引いた値といたします。

b 架空供給側接続設備の超過こう長は，架空供給側接続設備の工事こう長といたします。ただし，地中供給側接続設備の工事こう長が地中供給側接続設備の無償こう長を下回る場合は，次によります。

架空供給側接続設備の超過こう長

$$= \text{架空供給側接続設備の工事こう長} - \left(\text{地中供給側接続設備の無償こう長} - \text{地中供給側接続設備の工事こう長}\right) \times \frac{\text{架空供給側接続設備の無償こう長}}{\text{地中供給側接続設備の無償こう長}}$$

ロ 特別高圧で供給する場合

(ｲ) 契約者が新たに接続供給を開始し，または接続送電サービス契約電力を増加される場合（新たに接続供給を開始される場合で，当該接続供給を開始される前から引き続き当社の供給設備を利用され，かつ，下位の供給電圧に変更されるときを除きます。）で，これにともない新たに施設される供給側接続設備（専用供給設備および予備供給設備を除きます。）についてａにより算定される工事費がｂの当社負担額をこえるときには，当社は，その超過額を工事費負担金として契約者から申し受けます。この場合，工事費負担金は，供給地点ごとに算定いたします。

a　工事費

(a) 架空供給側接続設備の場合

（工事こう長 100 メートル当たり）

新増加接続 送電ｻｰﾋﾞｽ 契約電力 1 ｷﾛﾜｯﾄにつき	標準電圧 20,000 ﾎﾞﾙﾄまたは 30,000 ﾎﾞﾙﾄで供給する場合	５６１円００銭
	標準電圧 60,000 ﾎﾞﾙﾄまたは 70,000 ﾎﾞﾙﾄで供給する場合	１７６円００銭
	標準電圧 140,000 ﾎﾞﾙﾄで供給 する場合	８８円００銭

なお，標準電圧２０，０００ボルトで当社が供給する場合で，支持物に電柱を使用するときには，その部分の単価は，上表の該当欄の単価の１５パーセントといたします。

また，標準電圧２０，０００ボルト，３０，０００ボルト，６０，０００ボルト，７０，０００ボルトまたは１４０，０００ボルト以外の電圧で当社が供給する場合は，その工事費の全額といたします。

(b) 地中供給側接続設備の場合

（工事こう長 100 メートル当たり）

新増加接続 送電ｻｰﾋﾞｽ 契約電力 1 ｷﾛﾜｯﾄにつき	標準電圧 20,000 ﾎﾞﾙﾄまたは 30,000 ﾎﾞﾙﾄで供給する場合	６３８円００銭
	標準電圧 60,000 ﾎﾞﾙﾄまたは 70,000 ﾎﾞﾙﾄで供給する場合	５６１円００銭
	標準電圧 140,000 ﾎﾞﾙﾄで供給 する場合	２２０円００銭

なお，張替えを行なう場合には，その部分の単価は，上表の該当欄の単価の２０パーセントといたします。

また，標準電圧２０，０００ボルト，３０，０００ボルト，６０，０００ボルト，７０，０００ボルトまたは１４０，０００ボルト以外の電圧で当社が供給する場合は，その工事費の全額といたします。

b　当社負担額

新増加接続送電ｻｰﾋﾞｽ契約電力 1ｷﾛﾜｯﾄにつき	５，５００円００銭

(ﾛ) 契約者が新たに接続供給を開始され，または接続送電サービス契約電力を増加される場合で，使用開始後３年以内の供給設備を利用して当社が供給するときは，新たに利用される部分を新たに施設する供給側接続設備とみなします。

ハ　19（接続送電サービス）(2)ニにより接続送電サービス契約電力を定める供給地点の接続送電サービス契約電力は，この(1)の工事費負担金の算定上，需要者の発電設備の検査，補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気の供給分を含まないものといたします。

ニ　次の言葉は，Ⅷ（工事費の負担）の各項においてそれぞれ次の意味で使用いたします。

(ｲ) 供給側接続設備

供給地点への供給の用に供することを主たる目的とする供給設備であって，発電所または変電所の引出口に施設される断路器の供給地点側接続点（送電線路から供給側接続設備を分岐する場合は，送電線路の接続点といたします。）から他の発電所または変電所を経ないで供給地点に至る電線および引込線等をいいます。

(ﾛ) 供給地点

会社間連系点以外の供給地点をいいます。

(ﾊ) 工事こう長

標準設計にもとづき算定される供給地点から最も近い供給設備までの供給側接続設備のこう長をいい，実際に施設されるこう長とは異なることがあります。

なお，単位は，１メートルとし，その端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。

ホ　低圧で供給する場合，Ⅷ（工事費の負担）の各項において，接続送電サービス契約電力等を増加される場合とは，次の値が増加する場合といたします。

(ｲ) 電灯定額接続送電サービスおよび電灯臨時定額接続送電サービスの場合の契約負荷設備の総容量

(ﾛ) 契約電力

(ﾊ) 契約電流

(ﾆ) 契約容量

なお，19（接続送電サービス）(2)イ(ｲ)によって接続送電サービス契約電力を定める場合で，需要場所における主開閉器の定格電流等を増加されるときは，接続送電サービス契約電力等を増加されるものとみなします。

また，供給電気方式を交流単相２線式標準電圧１００ボルトまたは２００ボルトから交流単相３線式標準電圧１００ボルトおよび２００ボルトに変更される場合は，接続送電サービス契約電力等を増加されるものとみなします。

ヘ　高圧で供給する場合で，19（接続送電サービス）(2)イ(ｲ)によって接続送電サービス契約電力を定めるとき（19〔接続送電サービス〕(2)ニで需要者の発電設備の検査，補修または事故〔停電による停止等を含みます。〕により生じた不足電力の補給にあてるための電気の供給分以外の供給分について，19〔接続送電サービス〕(2)イ(ｲ)に準じて定める場合を含みます。）には，Ⅷ（工事費の負担）の各項において，接続送電サービス契約電力等を増加される場合とは，需要場所における受電設備の総容量を増加される場合といたします。

(2) 供給地点への特別供給設備の工事費負担金

イ　契約者が新たに接続供給を開始し，または接続送電サービス契約電力等を増加される場合（新たに接続供給を開始される場合で，当該接続供給を開始される前から引き続き当社の供給設備を利用され，かつ，下位の供給電圧に変更されるときを除きます。）で，これにともない当社が新たに供給地点への特別の供給設備を施設するときには，当社は，次の金額を工事費負担金として契約者から申し受けます。

(ｲ) 契約者の希望によって標準設計をこえる設計で供給地点への供給設備を施設する場合は，標準設計工事費をこえる金額

なお，この場合も，(1)の工事費負担金を申し受けます。

ただし，供給地点が行政庁から認可，認定等を受けている市街地開発事業等（都市計画法第４条第７項に規定する市街地開発事業その他これらに類する事業をいいます。）に係る区域の場合で，地中供給側接続設備を施設するときは，その工事費の全額からケーブル，変圧器，開閉器等の工事費を差し引いた金額といたします。

(ﾛ) 67（専用供給設備）によって専用供給設備を施設する場合は，その工事費

の全額

なお，この場合には，工事費負担金の対象となる供給設備は，67（専用供給設備）(2)によるものといたします。

ロ　19（接続送電サービス）(2)ニにより接続送電サービス契約電力を定める供給地点において需要者の発電設備の検査，補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気の供給のために接続送電サービスを利用される場合または供給地点において予備送電サービスを利用される場合で，これにともない当社が新たに予備供給設備を施設するときには，当社は，その工事費の全額を工事費負担金として契約者から申し受けます。

なお，この場合には，工事費負担金の対象となる供給設備は，供給側接続設備に該当する供給設備といたします。ただし，予備供給設備を専用供給設備として施設する場合は，67（専用供給設備）(2)によるものといたします。

(3) 供給地点への供給設備を変更する場合の工事費負担金

イ　契約者が接続送電サービス契約電力等または予備送電サービス契約電力の増加にともなわないで，契約者の希望によって供給地点への当社の供給設備を変更する場合（新たに接続供給を開始される場合で，当該接続供給を開始される前から引き続き当社の供給設備を利用され，かつ，下位の供給電圧に変更されるときを含みます。）は，63（引込線の接続），64（計量器等の取付け），65（電流制限器等の取付け）または66（通信設備等の施設）によって実費を申し受ける場合を除き，当社は，その工事費の全額を工事費負担金として契約者から申し受けます。

ロ　45（託送供給等にともなう協力）によって供給地点への当社の供給設備を新たに施設または変更する場合には，当社は，その工事費の全額を工事費負担金として契約者から申し受けます。

(4) 工事費の算定

(2)および(3)の場合の工事費は，次により算定いたします。

イ　工事費は，契約者が標準設計をこえる設計によることを希望される場合を除き，標準設計工事費といたします。

また，標準設計工事費は，工事費負担金の対象となる供給設備の工事に要する材料費，工費および諸掛りの合計額といたします。

なお，撤去工事がある場合は，その合計額から撤去後の資材の残存価額を差

し引いた金額に，撤去する場合の諸工費（諸掛りを含みます。）を加えた金額といたします。

(ｲ) 材料費は，払出時の単価（電気事業会計規則に定められた方法によって算出した貯蔵品の払出単価等をいいます。）によって算定いたします。

(ﾛ) 諸掛りには，測量監督費，諸経費，補償費，建設分担関連費およびその他の費用を含みます。

(ﾊ) 土地費（電気事業会計規則に定められた固定資産土地として計上される金額）は，工事費に計上いたしません。ただし，架空電線路の経過地に地役権を設定する場合には，その対価の５０パーセントに相当する金額は工事費に計上いたしますが，登録免許税，印紙税，登記手数料等地役権の登記に要する費用は工事費に計上いたしません。

(ﾆ) 架空供給側接続設備の経過地に建造物の構築，竹木の植栽等架空供給側接続設備に支障を及ぼす行為を行なわないことを条件とする補償契約を締結する場合は，その線下補償費の５０パーセントに相当する金額を工事費に計上いたします。

(ﾎ) 補償費中残地補償費は，それが明確に区分されている場合に限り工事費に計上いたします。

(ﾍ) 建設分担関連費は，電気事業会計規則等に定められた電気事業固定資産に振り替えられる範囲に限り工事費に計上いたします。

(ﾄ) 契約者の希望により暫定的に利用される供給設備を施設する場合の工事費は，73（臨時工事費）に準じて算定いたします。

ロ　契約者が標準設計をこえる設計によることを希望される場合の工事費は，イに準じて算定いたします。

ハ　(2)イ(ｲ)に該当し，かつ，その工事費を(1)イ(ｲ)に定める超過こう長１メートル当たりの金額にもとづいて算定することが適当と認められるときは，イおよびロにかかわらず，標準設計をこえる設計で施設される供給設備の工事費および標準設計工事費をいずれも(1)イ(ｲ)または(1)ロ(ｲ) a にもとづいて算定いたします。この場合，超過こう長１メートル当たりの金額を新たに施設される供給側接続設備の全工事こう長に適用して工事費を算定いたします。

ニ　当社が将来の需要を考慮してあらかじめ施設した鉄塔，管路等を利用して供給する場合は，新たに施設される電線路に必要とされる回線数，管路孔数等に応じて次により算定した金額を電線路の工事費に算入いたします。

(ｲ) 鉄塔を利用して電気を供給する場合

$$\text{工事費} \times \frac{\text{使用回線数}}{\text{施設回線数}}$$

(ﾛ) 管路等を利用して電気を供給する場合

$$\text{工事費} \times \frac{\text{使用孔数}}{\text{施設孔数} - \text{予備孔数}}$$

ホ　当社が特別高圧で供給する電気について，使用開始後３年以内の供給設備を利用する場合は，新たに利用される部分を新たに施設される供給側接続設備とみなします。

なお，この場合の工事費は，(1)ロ(ｲ) a に準じて算定いたします。

ヘ　(2)ロの場合（特別高圧で供給する場合は，標準電圧２０，０００ボルト，３０，０００ボルト，６０，０００ボルト，７０，０００ボルトまたは１４０，０００ボルトで当社が供給するときに限ります。）の工事費は，次のとおりといたします。

(ｲ) 高圧で供給する場合

(1)イ(ｲ)に定める超過こう長１メートル当たりの金額にもとづいて算定することが適当と認められる場合は，イまたはロにかかわらず，その工事費を(1)イ(ｲ)にもとづいて算定いたします。この場合，超過こう長１メートル当たりの金額を新たに施設される供給側接続設備の全工事こう長に適用して算定いたします。

(ﾛ) 特別高圧で供給する場合

契約者が標準設計をこえる設計によることを希望される場合を除き，イにかかわらず，(1)ロ(ｲ) a および(ﾛ)によって算定いたします。

なお，21（予備送電サービス）によって当社が供給する場合で，供給側接続設備（専用供給設備および予備供給設備を除きます。）と予備供給設備とをあわせて施設するときの予備供給設備の工事費は，(1)ロ(ｲ) a の該当欄の単価の２０パーセントを適用して算定いたします。

ト　低圧または高圧で供給する場合で，工事費を当社が定める単位当たりの金額にもとづいて算定することが適当と認められるとき（ハおよびヘ(ｲ)の場合を除きます。）は，イまたはロにかかわらず，工事費を当該金額にもとづいて算定いたします。

(5) 特例区域等の契約者が新たに接続供給を開始し，または接続送電サービス契約電力等を増加される場合（新たに接続供給を開始される場合で，当該接続供給を開始される前から引き続き当社の供給設備を利用され，かつ，下位の供給電圧に変更されるときを除きます。）で，これにともない当社が新たに供給地点への供給設備を施設するときには，当社は，(1)または(2)にかかわらず，その工事費の全額を工事費負担金として契約者から申し受けます。

なお，この場合の工事費負担金は，(2)の場合に準じて算定いたします。

(6) 分割接続供給の場合の供給地点への供給設備の工事費負担金は，(1)，(2)，(3)または(5)の場合に準じて算定し，双方の契約者と当社との協議のうえ，一方または双方の契約者から申し受けます。この場合，工事費負担金の算定上，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービス契約電力を接続送電サービス契約電力とみなします。

72 工事費負担金の申受けおよび精算

(1) 当社は，工事費負担金を原則として工事着手前に契約者または発電契約者から申し受けます。

なお，9（検討および契約の申込み）(4)にもとづき系統連系保証金を申し受けた場合または 52（契約の変更）(6)ハにもとづき混雑緩和プロセスに関する保証金を申し受けた場合は，系統連系保証金または混雑緩和プロセスに関する保証金を工事費負担金に充当いたします。

(2) 工事費負担金は，次の場合には，工事完成後すみやかに精算するものといたします。

イ 71（供給地点への供給設備の工事費負担金）(1)にもとづき算定される場合は，次に該当するとき。

(ｲ) 設計変更等により，架空供給側接続設備または地中供給側接続設備のいずれかの工事こう長の変更の差異が５パーセントをこえる場合

(ﾛ) その他特別の事情により，工事費負担金に差異が生じた場合

ロ 68（受電地点への供給設備の工事費負担金），69（受電用計量器等の工事費負担金），70（会社間連系設備の工事費負担金），71（供給地点への供給設備の工事費負担金）(2)（71〔供給地点への供給設備の工事費負担金〕(1)の超過こう長１メートル当たりの金額にもとづいて工事費を算定する場合は，イに準ずるものといたします。）および 71（供給地点への供給設備の工事費負担金）(3)にもと

づき算定される場合は，次に該当するとき。

(ｲ) 低圧または高圧で受電または供給する場合

a　設計変更により，電柱（鉄塔，鉄柱を含みます。），電線および変圧器等の主要材料の規格が変更となる場合，または主要材料の数量の変更（低圧引込線を除きます。）の差異が５パーセントをこえる場合

b　設計時と払出時との間で材料費の単価に変動が生じた場合（設計から払出しまでの期間が短いときを除きます。）

c　その他特別の事情により，工事費負担金に著しい差異が生じた場合

(ﾛ) 特別高圧で受電または供給する場合

原則としてすべての場合

(3) 当社は，工事費負担金を申し受けて施設した受電側接続設備または供給側接続設備の全部または一部を他の契約者または発電契約者と共用する供給設備として利用することがあります。

なお，当社が特別高圧で受電または供給する電気について，その利用が供給設備の使用開始後３年以内に行なわれる場合で，その受電側接続設備または供給側接続設備を使用開始したときにさかのぼって２以上の契約者または発電契約者が共用する供給設備として算定した場合の工事費負担金が既に申し受けた工事費負担金を下回るときは，その差額をお返しいたします。

(4) 当社は，68（受電地点への供給設備の工事費負担金）(2)イ(ﾊ)に定める供給設備の全部または一部を他の契約者または発電契約者と共用する供給設備として利用することがあります。

なお，当社が受電する電気または特別高圧で供給する電気について，その利用が供給設備の使用開始後３年以内に行なわれる場合で，その供給設備を使用開始したときにさかのぼって２以上の契約者または発電契約者が共用する供給設備として算定した場合の工事費負担金が既に申し受けた工事費負担金を下回るときは，原則としてその差額をお返しいたします。

(5) 当社は，契約者または発電契約者の承諾をえて，専用供給設備を専用供給設備以外の供給設備に変更することがあります。

なお，その変更が供給設備の使用開始後１０年以内に行なわれる場合は，その専用供給設備を使用開始したときにさかのぼって専用供給設備以外の供給設備として算定した工事費負担金と，既に申し受けた工事費負担金との差額をお返しいたします。

(6) 低圧または高圧で供給する場合，居住用の分譲地として整備された地域等において，原則として１年以内にすべての建物が施設される場合で，すべての供給地点について２以上の契約者が共同して申込みをされたときまたはすべての供給地点について契約者から申込みがあり，かつ，一括して工事費負担金を算定することを希望されるときには，当社は，施設を予定しているすべての建物に対する工事こう長のうち無償こう長に供給地点の数の７０パーセントの値を乗じてえた値をこえる部分を超過こう長として算定される 71（供給地点への供給設備の工事費負担金）(1)の工事費負担金を当初に申し受けます。

また，工事費負担金契約書（75〔工事費等に関する契約書の作成〕に定める工事費等に関する契約書をいいます。）に定める期日に既に供給を開始している供給地点の数により工事費負担金を精算いたします。この場合の精算の対象となる工事こう長は，共同して申込みをされた供給地点の数と供給を開始した供給地点の数とが異なる場合であっても，施設された供給設備に応じたものといたします。

73 臨時工事費

(1) 20（臨時接続送電サービス）によって当社が供給する場合で，これにともない新たに供給設備を施設するときには，当社は，新たに施設する供給設備の工事費にその設備を撤去する場合の諸工費（諸掛りを含みます。）を加えた金額から，その撤去後の資材の残存価額を差し引いた金額を，臨時工事費として，契約者から，原則として工事着手前に申し受けます。

なお，低圧または高圧で供給する場合，撤去後の資材の残存価額は，変圧器，開閉器等の機器についてはその価額の９５パーセント，その他の設備についてはその価額の５０パーセントといたします。

また，特別高圧で供給する場合，原則として，撤去後の資材のうち変圧器，開閉器等の機器については，契約使用期間１月（１月未満は，１月といたします。）につきその価額の１パーセントを差し引いた金額を残存価額といたします。

(2) 臨時工事費を申し受ける場合は，71（供給地点への供給設備の工事費負担金）の工事費負担金は申し受けません。

(3) 低圧または高圧で供給する場合，新たに施設する供給設備のうち，当社が将来の需要等を考慮して常置し，かつ，無償こう長に相当する部分については臨時工事費を申し受けません。

(4) 分割接続供給の場合の臨時工事費は，(1)または(3)に準じて算定し，双方の契

約者と当社との協議のうえ，一方または双方の契約者から申し受けます。

(5) 臨時工事費の精算は，72（工事費負担金の申受けおよび精算）(2)ロの場合に準ずるものといたします。

74 供給開始に至らないで契約を廃止または変更される場合等の費用の申受け

(1) 託送供給開始に至らないで接続供給契約または振替供給契約を廃止または変更される場合

供給設備の一部または全部を施設した後，契約者または需要者の都合によって託送供給の開始に至らないで接続供給契約または振替供給契約を廃止または変更される場合は，当社は，要した費用の実費を契約者から申し受けます。

なお，実際に供給設備の工事を行なわなかった場合であっても，測量監督等に費用を要したときは，その実費を契約者から申し受けます。

また，分割接続供給の場合は，要した費用の実費を双方の契約者と当社との協議のうえ，一方または双方の契約者から申し受けます。

(2) 発電量調整供給開始に至らないで発電量調整供給契約を廃止または変更される場合

供給設備の一部または全部を施設した後，発電契約者または発電者の都合によって発電量調整供給の開始に至らないで発電量調整供給契約を廃止または変更される場合等は，当社は，要した費用の実費を発電契約者から申し受けます。ただし，発電契約者との間で電源接続案件一括検討プロセスにもとづき工事費負担金補償金を定める場合は，供給設備の工事を行なう前であっても，原則としてその金額を発電契約者から申し受けます。

なお，電力広域的運営推進機関送配電等業務指針に定める保証金を返還する事情に該当する場合は，当社は，系統連系保証金をお返しいたします。

また，実際に供給設備の工事を行なわなかった場合であっても，測量監督等に費用を要したときは，その実費を発電契約者から申し受けます。

(3) 混雑緩和プロセスにともなう供給設備の変更を中止される場合等の費用の申受け

混雑緩和プロセスにともない供給設備の一部または全部を変更した後，発電契約者または発電者の都合によって供給設備の変更を中止される場合等は，当社は，要した費用の実費を発電契約者から申し受けます。ただし，発電契約者との間で混雑緩和プロセスにもとづき工事費負担金補償金を定める場合は，供給設備の工

事を行なう前であっても，原則としてその金額を発電契約者から申し受けます。

なお，電力広域的運営推進機関送配電等業務指針に定める混雑緩和プロセスに関する保証金を返還する事情に該当する場合は，当社は，混雑緩和プロセスに関する保証金をお返しいたします。

また，実際に供給設備の工事を行なわなかった場合であっても，測量監督等に費用を要したときは，その実費を発電契約者から申し受けます。

75　工事費等に関する契約書の作成

当社は，契約者もしくは発電契約者が希望される場合または当社が必要とする場合は，工事費等に関する必要な事項について，原則として工事着手前に契約書を作成いたします。

Ⅸ 保　　安

76　保安の責任

当社は，受電地点に至るまでの供給設備および供給地点に至るまでの供給設備（当社が所有権を有さない設備を除きます。）ならびに計量器等発電場所内および需要場所内の当社の電気工作物について，保安の責任を負います。

77　調査

(1)　当社は，法令で定めるところにより，需要者の電気工作物が技術基準に適合しているかどうかを調査いたします。

なお，需要者の求めに応じ，係員は，所定の証明書を提示いたします。

(2)　調査は，次の事項について行ないます。ただし，必要がないと認められる場合には，その一部を省略することがあります。

イ　絶縁抵抗値または漏えい電流値の測定

ロ　接地抵抗値の測定

ハ　点検

(3)　当社は，(1)の調査の結果，技術基準に適合していると認めるときはその旨を，適合していないと認めるときは技術基準に適合させるためにとるべき措置およびその措置をとらなかった場合に生ずると予想される結果を，需要者にお知らせいたします。

なお，調査結果の通知は，調査年月日，係員，調査についての照会先等を記載した文書により，原則として調査時に行ないます。

78　調査等の委託

(1)　当社は，77（調査）の業務の全部または一部を経済産業大臣の登録を受けた調査機関（以下「登録調査機関」といいます。）に委託することがあります。

(2)　当社は，(1)によって委託した場合には，委託先の名称，所在地および委託した業務内容等を記載した文書等により，需要者にお知らせいたします。

79　調査に対する需要者の協力

(1)　需要者が電気工作物の変更の工事を行なった場合には，その工事が完成したと

き，すみやかにその旨を当社または登録調査機関に通知していただきます。

(2) 当社は，77（調査）(1)により調査を行なうにあたり，必要があるときは，需要者の承諾をえて電気工作物の配線図を提示していただきます。

80 保安等に対する発電者および需要者の協力

(1) 次の場合には，発電者または需要者からすみやかにその旨を当社に通知していただきます。この場合には，当社は，ただちに適当な処置をいたします。

イ 発電者または需要者が，引込線，計量器等その発電場所内および需要場所内の当社の電気工作物に異状もしくは故障があり，または異状もしくは故障が生ずるおそれがあると認めた場合

ロ 発電者または需要者が，発電者または需要者の電気工作物に異状もしくは故障があり，または異状もしくは故障が生ずるおそれがあり，それが当社の供給設備に影響を及ぼすおそれがあると認めた場合

(2) 発電者または需要者が，当社の供給設備を使用しないことが明らかな場合で，当社が保安上必要と認めるときは，その期間について，当社は，(1)に準じて，適当な処置をいたします。

(3) 発電者または需要者が，当社の供給設備に直接影響を及ぼすような物件の設置，変更または修繕工事をされる場合および物件の設置，変更または修繕工事をされた後，その物件が当社の供給設備に直接影響を及ぼすこととなった場合には，その内容を当社に通知していただきます。この場合において，保安上とくに必要があるときには，当社は，発電者または需要者にその内容の変更をしていただくことがあります。

(4) 当社は，必要に応じて，託送供給または発電量調整供給の開始に先だち，接続供給電力または発電量調整受電電力をしゃ断する開閉器の操作方法等について，発電者および需要者と協議を行ないます。

81 検査または工事の受託

(1) 低圧で供給する場合，契約者または需要者は，保安上必要な電気工作物の検査を当社に申し込むことができます。

(2) (1)の申込みを受けた場合には，当社は，すみやかに検査を行ないます。この場合には，当社は，検査料として実費を申し受けます。ただし，軽易なものについては，無料とすることがあります。

(3) 低圧で供給する場合，契約者または需要者は，保安上必要な電気工作物の工事を当社に申し込むことができます。

(4) (3)の申込みを受けた場合には，当社は，できる限りこれを受託いたします。受託したときには，当社は，実費を申し受けます。ただし，電線被覆損傷箇所のテープ巻き等の軽易なものについては，材料費（消耗品を除きます。）のみを申し受けます。

82 自家用電気工作物

需要者の電気工作物のうち自家用電気工作物については，この約款のうち次のものは，適用いたしません。

(1) 77（調査）

(2) 78（調査等の委託）

(3) 79（調査に対する需要者の協力）

(4) 81（検査または工事の受託）

附　　則

１　実施期日

この約款は，２０２５年４月１日から実施いたします。

２　受電電気方式，供給電気方式，受電電圧および供給電圧についての特別措置

受電電気方式，供給電気方式，受電電圧および供給電圧については，当社の供給設備の都合でやむをえない場合には，当分の間，本則にかかわらず交流３相３線式標準電圧３，０００ボルトまたは１０，０００ボルトで託送供給等を行なうことがあります。この場合において，料金その他の供給条件は，３，０００ボルトで託送供給等を行なうときには高圧で託送供給等を行なう場合に，また，１０，０００ボルトで託送供給等を行なうときには標準電圧２０，０００ボルトまたは３０，０００ボルトで託送供給等を行なう場合に準ずるものといたします。

３　揚水発電設備等が設置された需要場所に接続供給を行なう場合の特別措置

(1)に定める適用範囲に該当する接続供給契約で，あらかじめ契約者から申出がある場合は，料金および必要となるその他の供給条件は次のとおりといたします。

(1) 適用範囲

イ　揚水発電設備等が設置された需要場所に供給され揚水または蓄電された接続供給に係る電気が，当該需要場所以外の需要場所に託送供給される場合であること。

ロ　イの接続供給に係る電気と，それ以外の電気（揚水発電設備等が設置された需要場所内で使用される電気や揚水発電設備等が設置された需要場所内で発電または放電された電気等をいいます。）とを，物理的に区分する等，何らかの方法で明確に区分が可能となるよう措置されており，(ｲ)および(ﾛ)を明確に区分して定めることが可能であること。ただし，技術上，経済上，やむをえない場合等特別の事情がある場合は，(ｲ)および(ﾛ)をあらかじめ契約者と当社との協議により定めることがあります。

(ｲ)　当該供給地点におけるイの接続供給に係る電気に相当する最大電力（キロワット），最大電流（アンペア）または最大容量（キロボルトアンペア）（以下「揚水最大電力等」といいます。）およびそれ以外の電気の最大電力，最大電

流または最大容量（以下「その他最大電力等」といいます。）

(ﾛ) 当該供給地点におけるイの接続供給に係る電気に相当する電力量（以下「揚水等接続供給電力量」といいます。）およびそれ以外の電気の電力量（以下「その他接続供給電力量」といいます。）

ハ　イおよびロにおける揚水発電設備等については，あらかじめ定められた順序または手続き等にしたがって揚水または蓄電および発電または放電を制御することが可能なものであること。

(2) 接続送電サービス料金または臨時接続送電サービス料金

接続送電サービス料金または臨時接続送電サービス料金は，供給地点ごとに，あらかじめ１年ごとに契約者と当社との協議により揚水発電設備等における揚水または蓄電および発電等に係る電気の損失率（以下「揚水等損失率」といいます。）を定め，19（接続送電サービス）(3)イ(ﾛ)ｃ，(ﾊ)ｃ，(ﾆ)ｃ，(ﾎ)ｃ，(ﾍ)ｃ，(ﾄ)ｃ，ロ(ｲ)ｃ，(ﾛ)ｃ，(ﾊ)ｃ，ハ(ｲ)ｃ，(ﾛ)ｃもしくは(ﾊ)ｃ，または，20（臨時接続送電サービス）(3)イ(ﾛ)ｃ，(ﾆ)ｃ，ロ(ﾊ)もしくはハ(ﾊ)の適用にあたっては，接続送電サービス料金または臨時接続送電サービス料金の算定上，イ(ｲ)または(ﾛ)により，接続供給課金対象電力または接続供給課金対象電力量を定め，接続送電サービス契約電力，接続送電サービス契約電流，接続送電サービス契約容量，臨時接続送電サービス契約電流，臨時接続送電サービス契約容量もしくは臨時接続送電サービス契約電力または接続供給電力量に代えて適用いたします。

なお，高圧または特別高圧で供給する場合で，１年を通じて最大需要電力等が夜間時間に発生するときのピークシフト電力は，19（接続送電サービス）(4)ロにかかわらず，ロといたします。

イ　接続供給課金対象電力または接続供給課金対象電力量

(ｲ) 接続供給課金対象電力

当該供給地点における接続供給課金対象電力（キロワット）は，次のとおりといたします。ただし，接続供給課金対象電力の算定上，１０アンペアを１キロワットと，１キロボルトアンペアを１キロワットとみなします。

接続供給課金対象電力

＝ 揚水最大電力等 × 揚水等損失率 ＋ その他最大電力等

(ﾛ) 接続供給課金対象電力量

当該供給地点における接続供給課金対象電力量は，次のとおりといたしま

す。

接続供給課金対象電力量
＝ 揚水等接続供給電力量 × 揚水等損失率 ＋ その他接続供給電力量

ロ　１年を通じての最大需要電力等が夜間時間に発生する場合のピークシフト電力

高圧または特別高圧で供給する場合のピークシフト電力は，需要者の負荷移行により昼間時間から夜間時間に移行された増分電力をいい，その需要者の接続送電サービス契約電力からその需要者の１年を通じての昼間時間における接続供給電力の最大値を差し引いた値を上限として，夜間時間に移行する負荷設備の容量（キロワット），揚水最大電力等およびその他最大電力等ならびに揚水等損失率等にもとづき，あらかじめ契約者と当社との協議によって定めます。

なお，各月の昼間時間における接続供給電力の最大値の実績等から，ピークシフト電力が不適当と認められる場合には，すみやかにピークシフト電力を適正なものに変更していただきます。

ハ　その他

(ｲ)　19（接続送電サービス）(3)イ(ｲ) a に該当する場合は，19（接続送電サービス）(3)イ(ﾛ) a ，(ﾊ) a または(ﾆ) a にかかわらず，電灯標準接続送電サービス，電灯時間帯別接続送電サービスまたは電灯従量接続送電サービス（自己等への電気の供給の用に供する接続供給の場合に限ります。）を適用いたします。

(ﾛ)　20（臨時接続送電サービス）(3)イ(ｲ) a に該当する場合は，20（臨時接続送電サービス）(3)イ(ﾛ) a にかかわらず，電灯臨時接続送電サービスを適用いたします。

(ﾊ)　20（臨時接続送電サービス）(3)イ(ﾊ) a に該当する場合は，20（臨時接続送電サービス）(3)イ(ﾆ) a にかかわらず，動力臨時接続送電サービスを適用いたします。

(3) 電力および電力量の算定

当社または当社の供給区域で事業を営む配電事業者が指定する系統安定上必要な調整機能を有する揚水発電設備等であって別途当社または当社の供給区域で事業を営む配電事業者と調整に関する契約を締結する設備が設置された需要場所に接続供給を行なう場合で，電気の使用に係る調整を行なうときは，接続対象計画

電力量，接続対象計画差対応補給電力量および接続対象計画差対応余剰電力量は，31（電力および電力量の算定）(12)，(22)および(23)にかかわらず，次のとおりといたします。

イ　接続対象計画電力量

接続対象計画電力量は，３０分ごとの接続対象電力量の計画値（供給地点が複数ある場合はその合計といたします。）で，契約者があらかじめ電力広域的運営推進機関を通じて当社に通知するものといたします。

なお，当社または当社の供給区域で事業を営む配電事業者が指定する系統安定上必要な調整機能を有する揚水発電設備等であって別途当社または当社の供給区域で事業を営む配電事業者と調整に関する契約を締結する設備が設置された需要場所に接続供給を行なう場合で，電気の使用に係る調整を行なうときは，契約者は，別途，当該供給地点における３０分ごとの接続対象電力量の計画値をあらかじめ電力広域的運営推進機関を通じて当社に通知するものといたします。

ロ　接続対象計画差対応補給電力量

接続対象計画差対応補給電力量は，３０分ごとの接続対象電力量がその３０分における接続対象計画電力量を上回る場合に，３０分ごとに，次の式により算定された値といたします。ただし，接続対象計画差対応補給電力量の算定上，当社または当社の供給区域で事業を営む配電事業者が指定する系統安定上必要な調整機能を有する揚水発電設備等であって別途当社または当社の供給区域で事業を営む配電事業者と調整に関する契約を締結する設備が設置された需要場所に接続供給を行なう場合で，電気の使用に係る調整を行なったとき（揚水発電設備等の故障等が発生したときを除きます。）は，31（電力および電力量の算定）(8)にかかわらず，当該供給地点におけるその３０分ごとの接続対象電力量の計画値にもとづき算定される当該供給地点におけるその３０分ごとの接続供給電力量の計画値を当該供給地点におけるその３０分ごとの接続供給電力量とみなし，接続対象電力量を算定いたします。

接続対象計画差対応補給電力量 ＝ 接続対象電力量 － 接続対象計画電力量

ハ　接続対象計画差対応余剰電力量

接続対象計画差対応余剰電力量は，３０分ごとの接続対象電力量がその３０分における接続対象計画電力量を下回る場合に，３０分ごとに，次の式により

算定された値といたします。ただし，接続対象計画差対応余剰電力量の算定上，当社または当社の供給区域で事業を営む配電事業者が指定する系統安定上必要な調整機能を有する揚水発電設備等であって別途当社または当社の供給区域で事業を営む配電事業者と調整に関する契約を締結する設備が設置された需要場所に接続供給を行なう場合で，電気の使用に係る調整を行なったとき（揚水発電設備等の故障等が発生したときを除きます。）は，31（電力および電力量の算定）(8)にかかわらず，当該供給地点におけるその３０分ごとの接続対象電力量の計画値にもとづき算定される当該供給地点におけるその３０分ごとの接続供給電力量の計画値を当該供給地点におけるその３０分ごとの接続供給電力量とみなし，接続対象電力量を算定いたします。

接続対象計画差対応余剰電力量 ＝ 接続対象計画電力量 － 接続対象電力量

(4) 計量器等の取付け

料金の算定上必要な計量器等については，64（計量器等の取付け）によるものといたします。また，これに加え，(1)イの接続供給に係る電気と，それ以外の電気（揚水発電設備等が設置された需要場所内で使用される電気や揚水発電設備等が設置された需要場所内で発電または放電された電気等をいいます。）とを，(1)ロによって区分する場合には，区分するために必要な計量器およびその付属装置は，原則として，当社の所有とし，当社の負担で取り付けます。

(5) 供給電圧と計量電圧が異なる場合の取扱い

接続供給電力量および最大需要電力等は，30（計量）および附則６（受電電圧または供給電圧と計量電圧が異なる場合の取扱い）にかかわらず，供給電圧と異なった電圧で計量することがあります。この場合，接続供給電力量および最大需要電力等は，計量された接続供給電力量および最大需要電力等を，供給電圧と同位にするために，あらかじめ契約者と当社との協議によって定められた計量損失率によって修正したものといたします。

(6) 分割接続供給の場合の取扱い

イ　この特別措置の適用を希望される場合は，あらかじめ双方の契約者で協議のうえ，当社へ申し出ていただきます。

ロ　この特別措置は，それぞれの契約者に係る接続送電サービスまたは臨時接続送電サービスに適用するものとし，それぞれの契約者に係る接続送電サービスまたは臨時接続送電サービスの取扱いは，(1)および(2)に準ずるものといたし

ます。また，この場合は，33（料金の算定）(12)または(13)にもとづき料金の調整を行なうために，１供給地点につき，１接続送電サービスまたは１臨時接続送電サービスを適用したときの接続送電サービスまたは臨時接続送電サービスにおいてもこの特別措置を適用するものとし，当該接続送電サービスまたは臨時接続送電サービスの取扱いは，(1)および(2)に準ずるものといたします。

なお，揚水等損失率は，あらかじめ１年ごとに双方の契約者と当社との協議により供給地点ごとに定め，それぞれの契約者に係る接続送電サービス料金または臨時接続送電サービス料金および１供給地点につき，１接続送電サービスまたは１臨時接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービス料金または臨時接続送電サービス料金の算定にあたり，同一の値を使用するものといたします。

４　発電量調整供給契約についての特別措置（再生可能エネルギー発電設備）

(1)　契約者が特定契約を締結している場合もしくは特定送配電事業者が特定契約を締結している場合または契約者が当社と再生可能エネルギー電気卸供給契約を締結し，指定した再生可能エネルギー発電設備から電気を調達する場合は，原則として，契約者または特定送配電事業者との間で発電量調整供給契約を締結し，特例発電バランシンググループを設定していただきます。この場合，契約者が締結する特定契約に係る再生可能エネルギー発電設備，特定送配電事業者が締結する特定契約に係る再生可能エネルギー発電設備および当社との再生可能エネルギー電気卸供給契約に係る再生可能エネルギー発電設備は，同一のバランシンググループに属することはできないものといたします。

(2)　(1)により発電量調整供給契約を締結する場合において，発電量調整供給契約（発電者から電気を受電する場合に限ります。）の申込みに先だち，契約者（当社と再生可能エネルギー電気卸供給契約を締結する契約者を除きます。）または特定送配電事業者は，受電地点特定番号を明らかにして，申込書（当社所定の様式によります。）により，受電側接続検討の申込みをしていただきます。

(3)　(1)により発電量調整供給契約を締結する場合において，発電者が特定契約を締結する電気事業者の変更を希望され，または契約者が当社もしくは特定送配電事業者との再生可能エネルギー電気卸供給契約の変更を希望されることにともない当該発電者に係る発電量調整供給契約を変更するときは，当社は，52（契約の変更）(3)に準じて契約を変更していただくことがあります。

(4) (1)により発電量調整供給契約を締結する場合において，契約者が特定送配電事業者と再生可能エネルギー電気卸供給契約を締結し，指定した再生可能エネルギー発電設備から電気を調達することを希望されるときは，契約者は，当社が受電地点において発電量調整供給を行なう際に必要となる事項について，特定送配電事業者が当社に通知する旨を承諾した文書を提出していただきます。

(5) (1)により発電量調整供給契約を締結する場合において，契約者（特定送配電事業者が契約者となる場合を除きます。）が希望されるときは，契約者の指定する発電バランシンググループ（当該発電バランシンググループにおける特定契約が平成２８年４月１日以降に締結され，かつ，再生可能エネルギー特別措置法第２条第３項第５号に定めるバイオマスを電気に変換する認定発電設備〔以下「バイオマス発電設備」といいます。〕であって化石燃料を混焼するもの〔再生可能エネルギー特別措置法施行規則第１４条第８号ニに定める地域資源バイオマス発電設備を除きます。〕であるときを除きます。）に係る料金および必要となるその他の供給条件は次のとおりといたします。

イ　８（契約の要件）(2)イは，適用いたしません。

ロ　発電量調整供給に係る料金は，18（料金）(2)にかかわらず，18（料金）(2)に定める料金，ホにより算定されるインバランスリスク料および再生可能エネルギー予測誤差対応調整力確保料といたします。ただし，契約者が当社と再生可能エネルギー電気卸供給契約を締結し，指定した再生可能エネルギー発電設備から電気を調達する場合は，インバランスリスク料および再生可能エネルギー予測誤差対応調整力確保料は申し受けません。

ハ　特例発電バランシンググループに係る発電量調整供給の料金単価は，23（発電量調整受電計画差対応電力）(2)イ(ハ)およびロ(ハ)にかかわらず，託送供給等約款料金算定規則第２９条（卸電力取引所が公表する額に限ります。）にもとづき，３０分ごとに算定される金額といたします。

ただし，契約者が特定契約を締結している場合の特例発電バランシンググループに係る発電量調整供給の料金単価は，23（発電量調整受電計画差対応電力）(2)イ(ハ)およびロ(ハ)にかかわらず，託送供給等約款料金算定規則附則第３条（卸電力取引所が公表する額に限ります。）にもとづき，３０分ごとに算定される金額といたします。

この場合，23（発電量調整受電計画差対応電力）(2)イ(ロ)およびロ(ロ)にかかわらず，発電量調整受電計画差対応補給電力料金は，特例発電バランシンググ

ループに係る発電量調整供給およびその他の発電バランシンググループに係る発電量調整供給について，それぞれ 23（発電量調整受電計画差対応電力）(2)イ(ﾛ)に準じて算定したものの合計とし，発電量調整受電計画差対応余剰電力料金は，特例発電バランシンググループに係る発電量調整供給およびその他の発電バランシンググループに係る発電量調整供給について，それぞれ 23（発電量調整受電計画差対応電力）(2)ロ(ﾛ)に準じて算定したものの合計といたします。

ニ　特例発電バランシンググループに係る給電指令時補給電力料金単価は，26（給電指令時補給電力）(2)ニにかかわらず，託送供給等約款料金算定規則第２９条（卸電力取引所が公表する額に限ります。）にもとづき，３０分ごとに算定される金額といたします。

なお，契約者が特定契約を締結している場合の特例発電バランシンググループに係る給電指令時補給電力料金単価は，26（給電指令時補給電力）(2)ニにかかわらず，託送供給等約款料金算定規則附則第３条（卸電力取引所が公表する額に限ります。）にもとづき，３０分ごとに算定される金額といたします。ただし，40（給電指令の実施等）(2) ホの場合で，ノンファーム電源に対して出力の抑制を実施したときの給電指令時補給電力料金単価は，40（給電指令の実施等）(5)により補給される電気を使用されているときの翌日取引を行なうための卸電力取引市場における３０分ごとの売買取引の価格（売買取引に係る電力の受渡しが連系設備の送電容量等による制限を受けるものとして当社の供給区域において売買取引を行なうものに限ります。）に消費税等相当額を加えた金額とし，当社が３０分ごとに設定するものといたします。

この場合，26（給電指令時補給電力）(2)ロにかかわらず，給電指令時補給電力料金は，特例発電バランシンググループに係る補給およびその他の発電バランシンググループに係る補給について，それぞれ 26（給電指令時補給電力）(2)ロに準じて算定したものの合計といたします。

ホ　インバランスリスク料は，特例発電バランシンググループにおける３０分ごとの発電量調整受電電力量にインバランスリスク単価を適用してえられる金額のその１月の合計（合計額が負となる場合は零といたします。）といたします。また，再生可能エネルギー予測誤差対応調整力確保料は，特例発電バランシンググループにおける３０分ごとの発電量調整受電電力量に，再生可能エネルギー予測誤差対応単価（再生可能エネルギー特別措置法施行規則に定める再生可能エネルギー予測誤差対応調整力確保に係る単価をいいます。）を適用してえら

れる金額のその１月の合計といたします。

ヘ　インバランスリスク料および再生可能エネルギー予測誤差対応調整力確保料について必要となるその他の事項については，発電量調整受電計画差対応補給電力料金に準じて次の各項によるものといたします。

(ｲ) 29（料金の算定期間）

(ﾛ) 33（料金の算定）

(ﾊ) 34（支払義務の発生および支払期日）

(ﾆ) 35（料金その他の支払方法）

(ﾎ) 36（保証金）

(ﾍ) 49（違約金）

(ﾄ) 56（解約等）

ト　当社は，３０分ごとの契約者が締結する特定契約または当社もしくは特定送配電事業者との再生可能エネルギー電気卸供給契約に係る発電量調整受電計画電力量を決定し，原則として発電量調整供給実施日の前々日の午後４時までに契約者に通知いたします。

また，当社は，当該発電量調整受電計画電力量の見直しを行ない，変更後の発電量調整受電計画電力量を決定し，原則として発電量調整供給実施日の前日午前６時までに契約者に再通知いたします。

なお，契約者は，必要に応じて発電量調整受電計画電力量の決定に必要となる事項に関する文書を当社に提出していただきます。

チ　ローカル系統における電気の潮流が系統安定度等にもとづき算定される運用可能な容量を超過し，または超過するおそれがある場合で，当社がノンファーム電源の出力の抑制に係る通知を発電者または契約者に行なったときは，トにかかわらず，契約者は，発電量調整受電計画電力量の見直しを行なっていただきます。

リ　契約者は，発電量調整供給の実施に先だち，変更後の発電量調整受電計画電力量にもとづき発電計画を所定の様式により電力広域的運営推進機関を通じて当社に通知していただきます。

ヌ　リで定めた計画を変更する必要が生じた場合には，すみやかに当社に通知していただきます。

ル　この料金その他の供給条件の適用を開始した後１年間はこの料金その他の供給条件の適用を継続していただきます。また，この料金その他の供給条件の適

用を終了した後１年間はこの料金その他の供給条件を適用いたしません。

(6) (1)により発電量調整供給契約を締結する場合において，契約者が当社と再生可能エネルギー電気卸供給契約を締結し，指定した再生可能エネルギー発電設備から電気を調達するときは，契約者の指定する発電バランシンググループ（(5)において，契約者が希望される場合を除きます。）に係る料金および必要となるその他の供給条件は次のとおりといたします。

イ　発電量調整供給に係る料金は，18（料金）(2)にかかわらず，18（料金）(2)に定める料金およびロにより算定されるインバランスリスク料といたします。

ロ　インバランスリスク料は，特例発電バランシンググループにおける３０分ごとの発電量調整受電電力量にインバランスリスク単価を適用してえられる金額のその１月の合計（合計額が負となる場合は零といたします。）といたします。

ハ　インバランスリスク料について必要となるその他の事項については，発電量調整受電計画差対応余剰電力料金に準じて次の各項によるものといたします。

(ｲ) 29（料金の算定期間）

(ﾛ) 33（料金の算定）

(ﾊ) 34（支払義務の発生および支払期日）

(ﾆ) 35（料金その他の支払方法）

(7) (1)により発電量調整供給契約を締結する発電場所（低圧で受電する場合に限ります。）において，イに該当する複数の発電設備等（各発電設備等の出力が１０キロワット未満の場合に限ります。また，特定送配電事業者が特定契約を締結する再生可能エネルギー発電設備を除きます。）を使用する発電場所で，契約者または発電契約者から適用の申出がある場合は，当分の間，必要となるその他の供給条件は，ロからホのとおりといたします。

イ　適用

次のいずれかに該当する場合に適用いたします。

(ｲ)　特定契約に係る再生可能エネルギー発電設備とそれ以外の発電設備等を設置する発電場所で，特定契約に係る再生可能エネルギー発電設備以外の電気を発電契約者が受電する場合

(ﾛ)　特定契約に係る再生可能エネルギー発電設備を複数設置する発電場所で，契約者が特定契約を締結する再生可能エネルギー発電設備と当社が特定契約を締結する再生可能エネルギー発電設備が混在する場合または当社の再生可能エネルギー電気卸供給約款にもとづき指定した再生可能エネルギー発電設

備から電気を調達する場合

ロ　供給および契約の単位

当社は，15（供給および契約の単位）(1)にかかわらず，１発電場所について１系統連系受電サービスを適用（当社が特定契約を締結している場合〔発電契約者が発電者との間で電力受給に関する契約を締結している場合を除きます。〕を除きます。）し，１電気方式，１引込，２計量をもって発電量調整供給を行ないます。この場合，当該発電場所に係る発電バランシンググループは，計量区分ごとに発電バランシンググループを設定していただきます。

ハ　計量

当社は，30（計量）(1)にかかわらず，発電量調整受電電力量は，受電地点ごとに取り付けた記録型計量器および複数の発電設備等を区分するために取り付けた記録型計量器により，受電電圧と同位の電圧で，３０分単位で計量いたします。また，受電地点に取り付けた記録型計量器で計量された電力量と複数の発電設備等を区分するために取り付けた記録型計量器で計量された電力量の差し引きにより，３０分ごとに，発電バランシンググループごとに，電力量を仕訳いたします。この場合，31（電力および電力量の算定）の電力および電力量の算定上，仕訳後の電力量を受電地点で計量された電力量とみなします。

ニ　38（託送供給等の実施）(3)へは，適用いたしません。

ホ　イの適用を廃止しようとされる場合またはイの適用に該当しなくなった場合は，当該発電場所に係る取扱いを終了させるための適当な処置を行ないます。

なお，必要に応じて契約者，発電契約者および発電者に協力していただきます。

(8)　契約者が化石燃料を混焼するバイオマス発電設備から契約者が締結する特定契約に係る電気を受電する場合，当該バイオマス発電設備に係る発電量調整受電電力量は，次のとおりといたします。

イ　特例発電バランシンググループに係る発電量調整受電電力量は，当該バイオマス発電設備の受電地点で３０分ごとに計量された電力量に，当該バイオマス発電設備のバイオマス比率（発電によりえられる電気の量に占めるバイオマスを変換してえられる電気の量の割合をいい，特定契約の料金の算定期間ごとに算定される値といたします。）を乗じてえた値とし，３０分ごとに算定いたします。

ロ　契約者は，当該バイオマス発電設備の受電地点において他の特例発電バラン

シンググループに係る発電量調整供給契約等と同一計量する場合は，イの電力量の仕訳に係る順位を，38（託送供給等の実施）(3)へに準じて電力広域的運営推進機関を通じて当社に通知していただきます。

ハ　イのバイオマス比率は，算定後すみやかに契約者から当社に通知していただきます。この場合，当社は，必要に応じて，バイオマス比率の算定根拠に関する文書を契約者から提出していただきます。

ニ　特例発電バランシンググループと同一計量する発電バランシンググループに係る発電量調整受電電力量は，当該バイオマス発電設備の受電地点で計量された３０分ごとの電力量からイおよびロにより算定された特例発電バランシンググループに係る３０分ごとの発電量調整受電電力量を差し引いた値にもとづき，本則に準じて算定いたします。

(9) その他の事項については，発電契約者および発電者の場合に準ずるものといたします。

５　離島についての特別措置

(1) 系統連系受電サービス料金

電気事業法第２条第１項第８号イに定める離島（以下「離島」といいます。）における系統連系受電サービスの基本料金は，22（系統連系受電サービス）(3)イにかかわらず，次のとおりといたします。

系統連系受電課金対象電力１ｷﾛﾜｯﾄにつき	８８円６８銭

(2) 発電量調整受電計画差対応補給電力料金単価等

離島における発電量調整受電計画差対応補給電力料金単価，接続対象計画差対応補給電力料金単価，需要抑制量調整受電計画差対応補給電力料金単価または給電指令時補給電力料金単価については，23（発電量調整受電計画差対応電力）(2)イ(ﾊ)，24（接続対象計画差対応電力）(2)イ(ﾊ)，25（需要抑制量調整受電計画差対応電力）(2)イ(ﾊ)，26（給電指令時補給電力）(1)ニまたは(2)ニにかかわらず，次のとおりといたします。

１ｷﾛﾜｯﾄ時につき	３１１円２０銭

(3) 発電量調整受電計画差対応余剰電力料金単価等

離島における発電量調整受電計画差対応余剰電力料金単価，接続対象計画差対

応余剰電力料金単価または需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力料金単価については，23（発電量調整受電計画差対応電力）(2)ロ(ハ)，24（接続対象計画差対応電力）(2)ロ(ハ)または25（需要抑制量調整受電計画差対応電力）(2)ロ(ハ)にかかわらず，次のとおりといたします。

1ｷﾛﾜｯﾄ時につき	１６円４０銭

６　受電電圧または供給電圧と計量電圧が異なる場合の取扱い

発電量調整受電電力量，接続供給電力量，最大連系電力等および最大需要電力等は，30（計量）にかかわらず，当分の間，やむをえない場合には，受電電圧または供給電圧と異なった電圧で計量いたします。この場合，発電量調整受電電力量，接続供給電力量，最大連系電力等および最大需要電力等は，計量された発電量調整受電電力量，接続供給電力量，最大連系電力等および最大需要電力等を，受電電圧または供給電圧と同位にするために原則として３パーセントの計量損失率によって修正したものといたします。

７　記録型計量器以外の計量器で計量する場合の特別措置

(1) 低圧で供給する場合で，３０分ごとに計量することができない計量器（以下「記録型計量器以外の計量器」といいます。）で計量するときの接続供給電力量および接続送電サービス契約電力については，次のとおりといたします。

イ　移行期間における３０分ごとの接続供給電力量

その１月のうち記録型計量器以外の計量器で計量する期間（以下「移行期間」といいます。）における３０分ごとの接続供給電力量は，移行期間において計量された接続供給電力量を移行期間における３０分ごとの接続供給電力量として均等に配分してえられる値といたします。ただし，移行期間の接続供給電力量を時間帯区分ごとに計量する場合は，移行期間において各時間帯区分ごとに計量された接続供給電力量をそれぞれの時間帯区分の３０分ごとの接続供給電力量として均等に配分してえられる値といたします。

ロ　移行期間において料金の変更があった場合の３０分ごとの接続供給電力量

ハ，19（接続送電サービス）(2)イ(ﾛ)，(ﾊ)または20（臨時接続送電サービス）(2)イによって，接続送電サービス契約電力，接続送電サービス契約電流，接続送電サービス契約容量，臨時接続送電サービス契約電流，臨時接続送電サービス契約容量または臨時接続送電サービス契約電力を定める場合で，移行期間に

おいて，接続送電サービスの種別，臨時接続送電サービスの種別，接続送電サービス契約電力，接続送電サービス契約電流，接続送電サービス契約容量，臨時接続送電サービス契約電流，臨時接続送電サービス契約容量，臨時接続送電サービス契約電力等を変更したことにより，料金に変更があったときは，移行期間における接続供給電力量を，料金の変更のあった日の前後の期間の日数にそれぞれ接続送電サービス契約電力，接続送電サービス契約電流，接続送電サービス契約容量，臨時接続送電サービス契約電流，臨時接続送電サービス契約容量または臨時接続送電サービス契約電力を乗じた値の比率により区分して算定いたします。

この場合，移行期間における料金の変更のあった日の前後の接続供給電力量を，イに準じて，３０分ごとの接続供給電力量として均等に配分いたします。

ハ　接続送電サービス契約電力

契約者が 19（接続送電サービス）(2)イ(ｲ)によって接続送電サービス契約電力を定めることを希望される場合は，当分の間，19（接続送電サービス）(2)イ(ｲ)にかかわらず，供給地点ごとに，負荷設備の容量等を基準として，契約者と当社との協議によって定めることがあります。

(2)　発電量調整供給の場合で，当該発電量調整供給に係る発電量調整受電電力量を記録型計量器以外の計量器で計量するときの３０分ごとの発電量調整受電電力量の計量値は，当分の間，発電契約者と当社との協議によって定めます。

８　発電量調整供給に係る発電設備等が調整電源に該当する場合の特別措置

(1)　１発電場所において，調整電源に該当する発電設備等が複数存在する場合で，当該複数の調整電源のうち，一部の調整電源の故障等が発生したときは，31（電力および電力量の算定）(20)イおよび(21)イにおける発電量調整受電計画差対応補給電力量および発電量調整受電計画差対応余剰電力量の算定上，31（電力および電力量の算定）(2)イにかかわらず，発電契約者と当社との協議によってその３０分ごとに定めた値を，当該受電地点におけるその３０分ごとの発電量調整受電電力量とみなします。

(2)　１発電場所において，調整電源に該当する発電設備等と調整電源に該当しない発電設備等が混在する場合は，調整電源に該当する発電設備等と調整電源に該当しない発電設備等を異なる発電バランシンググループに設定していただきます。また，当該受電地点における３０分ごとの電力量および電力量の計画値は，発電

契約者と当社との協議によって発電バランシンググループごとに定めます。この場合，31（電力および電力量の算定）の電力および電力量の算定上，協議により定めた値を，当該受電地点において３０分ごとに計量された電力量および当該受電地点において当社が発電契約者から受電する電気の３０分ごとの電力量の計画値とみなします。

９　損害賠償の免責についての特別措置（再生可能エネルギー発電設備）

発電者が再生可能エネルギー特別措置法附則第４条第１項に定める旧特定供給者に該当する場合で，40（給電指令の実施等）によって発電者の発電もしくは放電を制限し，または中止したことにより，発電者が損害（再生可能エネルギー特別措置法施行規則第１４条第８号トにおいて特定契約申込者が補償を求めることができるとされている場合の損害に限ります。）を受けたときは，50（損害賠償の免責）(2)にかかわらず，発電契約者の求めに応じ，当社は，当該損害について，再生可能エネルギー特別措置法施行規則第１４条第８号トに定める額を限度として，補償するものといたします。

なお，当社は，同一の原因により発電契約者または発電者の受けた当該損害について，賠償の責めを負いません。

10　軽負荷期等における電気の使用に係る特別措置

(1)　需要者の発電設備の停止または出力の抑制により生じた不足電力の補給にあてるための電気を使用される場合における特別措置

イに定める適用範囲に該当する接続供給契約で，あらかじめ契約者からこの特別措置の適用の申出がある場合の料金および必要となるその他の供給条件は，当分の間，次のとおりといたします。

イ　適用範囲

契約者が次の時間帯に，19（接続送電サービス）(2)ニによって接続送電サービス契約電力を定める供給地点において，需要者の発電設備の停止または出力の抑制により生じた不足電力の補給にあてるための電気を使用する場合に適用いたします。

(ｲ) 軽負荷期（毎年４月１日から６月３０日までの期間をいいます。）における土曜日，日曜日，「国民の祝日に関する法律」に規定する休日，５月１日および５月２日の午前８時から午後４時までの時間

(ﾛ) 再生可能エネルギー発電設備出力抑制対象時間（当社が再生可能エネルギー発電設備の出力抑制の可能性または出力抑制の要請を公表した場合における当該出力抑制の対象となる時間帯をいいます。）

ロ　特別措置の適用申込みおよび使用の申出

(ｲ) 契約者は，この特別措置の適用を希望する供給地点に係る事項（需要者の名称，需要場所〔供給地点特定番号を含みます。〕）を明らかにして，当社所定の様式により，申込みをしていただきます。

(ﾛ) 原則として，当社が指定する期限までに，使用の申出をしていただきます。

(ﾊ) 15（供給および契約の単位）(2)ロによって当社が分割接続供給を行なう場合で，この特別措置の適用を希望され，需要者の発電設備の停止または出力の抑制により生じた不足電力の補給にあてるための電気を使用されるときは，あらかじめ双方の契約者で協議のうえ，(ｲ)および(ﾛ)に準じて，申込みおよび申出をしていただきます。

ハ　接続送電サービス契約電力

接続送電サービス契約電力は，19（接続送電サービス）(2)ニによって定めた値といたします。

なお，19（接続送電サービス）(2)ニの不足電力の補給にあてるための電気の供給分以外の供給分の算定上，この特別措置により電気を使用されたその１月の最大需要電力等は，その１月の最大需要電力等から19（接続送電サービス）(2)ニの契約者と当社との協議によって定めた値を差し引いたものといたします。

ニ　接続送電サービス料金

この特別措置により電気を使用したときの基本料金は，19（接続送電サービス）(3)ロ(ｲ) c (a)，(ﾛ) c (a)，ハ(ｲ) c (a)または(ﾛ) c (a)における需要者の発電設備の検査，補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気をまったく使用しないときに準じて算定いたします。ただし，その１月にこの特別措置により電気を使用し，かつ，需要者の発電設備の検査，補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気を使用したときの基本料金は，19（接続送電サービス）(3)ロ(ｲ) c (a)，(ﾛ) c (a)，ハ(ｲ) c (a)または(ﾛ) c (a)に準じて算定いたします。

ホ　その他

(ｲ) 当社は，契約者との間で，この特別措置の適用に必要となる事項について，別途覚書を締結することがあります。

(ﾛ) 当社は，電気の需給状況その他によってやむをえない場合には，この特別措置の適用をしないことがあります。

(2)　１年を通じての最大需要電力等が負荷移行先時間に発生する場合の取扱いについての特別措置

イ　19（接続送電サービス）(4)の適用を受ける供給地点において，需要者が軽負荷期における土曜日の午前８時から午後４時までの時間または再生可能エネルギー発電設備出力抑制対象時間に負荷移行を行ない，１年を通じての最大需要電力等が負荷移行先時間（夜間時間，軽負荷期における土曜日の午前８時から午後４時までの時間および再生可能エネルギー発電設備出力抑制対象時間をいいます。）に発生する場合で，契約者と当社との協議がととのったときのその供給地点の各月の接続送電サービス料金は，当分の間，19（接続送電サービス）(4)にかかわらず，19（接続送電サービス）(3)によって算定された金額から(ｲ)によって算定されたピークシフト割引額を差し引いたものといたします。

(ｲ) ピークシフト割引額

ピークシフト割引額は，19（接続送電サービス）(4)イに準じて算定された金額といたします。この場合，19（接続送電サービス）(4)イにいうロのピークシフト電力は，(ﾛ) のピークシフト電力といたします。

(ﾛ) ピークシフト電力

ピークシフト電力は，その需要者の接続送電サービス契約電力からその需要者の１年を通じての負荷移行元時間（負荷移行先時間以外の時間をいいます。）における接続供給電力の最大値を差し引いた値を上限として，負荷移行先時間に移行する負荷設備の容量（キロワット）等にもとづき，あらかじめ契約者と当社との協議によって定めます。

なお，分割接続供給の場合は，それぞれの契約者に係るピークシフト電力とあわせて，33（料金の算定）(12)にもとづき料金の調整を行なうために，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用したときのピークシフト電力を，あらかじめ双方の契約者と当社との協議によって定めます。

また，各月の負荷移行元時間における接続供給電力の最大値の実績等から，ピークシフト電力が不適当と認められる場合には，すみやかにピークシフト

電力を適正なものに変更していただきます。

(ハ) １年を通じて負荷移行先時間に最大需要電力等が発生しないことが明らかになった場合等については，本取扱いの適用をただちに解消いたします。

なお，それが 19（接続送電サービス）(4)の取扱い適用後１年に満たない場合は，既に適用したピークシフト割引額（19〔接続送電サービス〕(4)によって適用したピークシフト割引額を含みます。）の合計金額を本取扱いの適用が解消された月の接続送電サービス料金に加算したものをその月の接続送電サービス料金として算定いたします。

(ニ) この特別措置の適用にともない，19（接続送電サービス）(4)ハに該当する場合であっても，19（接続送電サービス）(4)ハに定める適用後１年に満たない場合の取扱いは適用いたしません。

ロ 高圧または特別高圧で供給する場合で，需要者が負荷移行元時間から負荷移行先時間への負荷移行を行なった結果，１年を通じての最大需要電力等が負荷移行先時間に発生し，かつ，契約者が標準接続送電サービスまたは時間帯別接続送電サービスの適用を受け，契約者と当社との協議がととのったときのその供給地点の各月の接続送電サービス料金は，当分の間，19（接続送電サービス）(3)によって算定された金額から(イ)によって算定されたピークシフト割引額を差し引いたものといたします。

(イ) ピークシフト割引額

ピークシフト割引額は，19（接続送電サービス）(4)イに準じて算定された金額といたします。この場合，19（接続送電サービス）(4)イにいうロのピークシフト電力は，(ロ）のピークシフト電力といたします。

(ロ) ピークシフト電力

ピークシフト電力は，需要者の負荷移行により負荷移行元時間から負荷移行先時間に移行された増分電力をいい，その需要者の接続送電サービス契約電力からその需要者の１年を通じての負荷移行元時間における接続供給電力の最大値を差し引いた値を上限として，負荷移行先時間に移行する負荷設備の容量（キロワット）等にもとづき，あらかじめ契約者と当社との協議によって定めます。

なお，分割接続供給の場合は，それぞれの契約者に係るピークシフト電力とあわせて，33（料金の算定）(12)にもとづき料金の調整を行なうために，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用したときのピークシフト電力を，

あらかじめ双方の契約者と当社との協議によって定めます。

また，各月の負荷移行元時間における接続供給電力の最大値の実績等から，ピークシフト電力が不適当と認められる場合には，すみやかにピークシフト電力を適正なものに変更していただきます。

(ハ) １年を通じて負荷移行先時間に最大需要電力等が発生しないことが明らかになった場合等については，本取扱いの適用をただちに解消いたします。

なお，それが本取扱い適用後１年に満たない場合は，既に適用したピークシフト割引額の合計金額を本取扱いの適用が解消された月の接続送電サービス料金に加算したものをその月の接続送電サービス料金として算定いたします。

ハ　附則３（揚水発電設備等が設置された需要場所に接続供給を行なう場合の特別措置）の適用を受け，かつ，イまたはロの適用を受ける場合のピークシフト電力は，附則３（揚水発電設備等が設置された需要場所に接続供給を行なう場合の特別措置）(2)ロまたはイ(ﾛ)もしくはロ(ﾛ)にかかわらず，その需要者の接続送電サービス契約電力からその需要者の１年を通じての負荷移行元時間における接続供給電力の最大値を差し引いた値を上限として，負荷移行先時間に移行する負荷設備の容量（キロワット），揚水最大電力等およびその他最大電力等ならびに揚水等損失率等にもとづき，あらかじめ契約者と当社との協議によって定めます。

なお，分割接続供給の場合は，それぞれの契約者に係るピークシフト電力とあわせて，33（料金の算定）(12)にもとづき料金の調整を行なうために，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用したときのピークシフト電力を，あらかじめ双方の契約者と当社との協議によって定めます。

また，各月の負荷移行元時間における接続供給電力の最大値の実績等から，ピークシフト電力が不適当と認められる場合には，すみやかにピークシフト電力を適正なものに変更していただきます。

11　再エネ海域利用法に係る特別措置

再エネ海域利用法第８条第１項の規定による海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域の指定に関する国からの要請による受電側接続検討について，電力広域的運営推進機関から依頼を受けた場合は，受電側接続検討の申込みがなされたものとみなし，９（検討および契約の申込み）(1) にもとづき受電側接続検討をいたしま

す。この場合，検討料については，選定事業者を発電者とする発電契約者から申し受けます。

12　バランシンググループの設定に係る特別措置

契約者，発電契約者または需要抑制契約者が配電事業者（当社供給区域内において事業を営むものに限ります。）の供給区域において配電事業者の託送供給等約款（電気事業法第２７条の１２の１１第１項にもとづき配電事業者が経済産業大臣に届け出たものをいい，電気事業法第２７条の１２の１１第２項ただし書にもとづき経済産業大臣の承認を受けた料金その他の供給条件を含みます。以下「配電事業者の約款」といいます。）により託送供給または電力量調整供給を受ける場合で，当該配電事業者の配電事業に係る業務の一部（発電量調整受電計画差対応電力，接続対象計画差対応電力および需要抑制量調整受電計画差対応電力の不足電力の補給または送電超過分電力もしくは抑制超過分電力の購入ならびに給電指令等により生じた不足電力の補給に係る業務といたします。）について，当該配電事業者と当社との間で受委託に関する契約を締結し，かつ，契約者，発電契約者または需要抑制契約者が当該配電事業者の供給区域における需要場所または発電場所（調整電源に該当する発電場所を除きます。）をこの約款で設定する需要バランシンググループ，発電バランシンググループまたは需要抑制バランシンググループに属することを希望されるときの料金および必要となるその他の供給条件は，当分の間，次のとおりといたします。

(1) 代表契約者の選任

契約者および配電事業者の約款に定める契約者が複数となる場合で，１需要バランシンググループを設定することを希望されるときは，次のとおりとしていただきます。

イ　４（代表契約者の選任）にかかわらず，自己等への電気の供給の用に供するための接続供給契約の場合を除き，１需要バランシンググループを設定することを希望されるすべての者がこの約款にもとづいて当社と接続供給契約を締結するものとし，１接続供給契約における契約者を複数としていただきます。この場合，当該接続供給契約においては１需要バランシンググループを設定するものとし，この約款に係る当社との協議および接続供給の実施に関する事項についての権限を複数の契約者全員から委任された契約者を，代表契約者としてあらかじめ選任していただき，かつ，契約者が行なう，当社との手続きおよび

協議，この約款に定める金銭債務の支払い等は，代表契約者を通じて行なっていただきます。また，当社は，契約者との協議および契約者への通知を代表契約者に対して行ないます。ただし，当社は，必要に応じて，代表契約者以外の契約者と，協議等をさせていただくことがあります。

ロ　契約者は，配電事業者と締結する接続供給契約においても，イによって代表契約者に選任された契約者を代表契約者としてあらかじめ選任していただきます。ただし，イによって代表契約者に選任された契約者と配電事業者が接続供給契約を締結し，イにおいて１需要バランシンググループを設定する他の契約者が当該配電事業者と接続供給契約を締結しない場合を除きます。

(2) 契約の要件

需要抑制契約者が需要抑制量調整供給契約を希望される場合で，需要抑制契約者が特定卸供給を行なう事業を営むものであるときは，８（契約の要件）(4)イにかかわらず，次のいずれにも該当すること。

イ　需要者（配電事業者の約款に定める需要者を含みます。）に対して，次の(ｲ)および(ﾛ)の事項を定めた需要抑制に関する計画を適時に策定し，当該計画にしたがって適切な需要抑制の指示を適時に出すことができること。

(ｲ) 需要抑制量（１キロワットをこえる電気を抑制しようとするものに限ります。）

(ﾛ) 需要抑制の実施頻度および時期

ロ　イによってえられた１００キロワットをこえる電気（配電事業者の約款に定める需要抑制量調整供給契約における電気を含みます。）を供給しようとするものであること。

ハ　電気の安定かつ適正な供給を確保するための適切な需給管理体制および情報管理体制を確立し，実施および維持することができること。

ニ　需要者の保護の観点から適切な情報管理体制を確立し，実施および維持できること。

ホ　需要者と電力需給に関する契約等を締結している契約者が供給力を確保するよう，当該契約者と需要抑制契約者との間または当該契約者と需要者との間で適切な契約がなされていること。

(3) 供給および契約の単位

イ　接続供給の場合，契約者は配電事業者の供給区域における需要場所について，この約款で設定する需要バランシンググループと同一の需要バランシンググル

ープを設定していただきます。

ロ　発電量調整供給の場合，発電契約者は配電事業者の供給区域における発電場所（調整電源に該当する場合を除きます。）について，この約款で設定する発電バランシンググループと同一の発電バランシンググループを設定していただきます。

ハ　需要抑制量調整供給の場合，需要抑制契約者は配電事業者の供給区域における需要場所について，この約款で設定する需要抑制バランシンググループと同一の需要抑制バランシンググループを設定していただきます。

なお，需要抑制契約者は，需要者（配電事業者の約款に定める需要者を含みます。）と電力需給に関する契約等を締結している契約者が同一で，かつ，需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量および需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量の算定方法（31〔電力および電力量の算定〕(14)イまたはロならびに配電事業者の約款に定める需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量および需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量の算定方法をいいます。）が同一となるように需要抑制バランシンググループを設定していただきます。この場合，当該需要場所は複数の需要抑制バランシンググループ（配電事業者の約款で設定する需要抑制バランシンググループを含みます。）に属することはできないものといたします。

(4) 料金

イ　発電量調整受電計画差対応電力

発電バランシンググループにおいて，発電量調整受電計画差対応電力の算定上，23（発電量調整受電計画差対応電力）にかかわらず，次のとおりといたします。

(ｲ) 適用

発電バランシンググループにおいて，40（給電指令の実施等）(5)もしくは(6)または配電事業者の約款にもとづき配電事業者が発電契約者または配電事業者の約款に定める発電者に対して給電指令等を実施することにより補給される電気を使用されていないときに適用いたします。

(ﾛ) 発電量調整受電計画差対応電力

a　発電量調整受電計画差対応補給電力

(a) 適用範囲

３０分ごとの発電量調整受電電力量（配電事業者の約款に定める発電

量調整受電電力量を含みます。）が，その３０分の(5)ロの発電量調整受電計画電力量を下回る場合に生じた不足電力の補給にあてるための電気に適用いたします。

(b) 発電量調整受電計画差対応補給電力料金

発電量調整受電計画差対応補給電力料金は，３０分ごとの発電量調整受電計画差対応補給電力量に(c)の発電量調整受電計画差対応補給電力料金単価を適用してえられる金額のその１月の合計といたします。

(c) 発電量調整受電計画差対応補給電力料金単価

発電量調整受電計画差対応補給電力料金単価は，託送供給等約款料金算定規則第２７条にもとづきインバランス料金として算定される金額に消費税等相当額を加えた金額とし，当社が３０分ごとに設定するものといたします。

b　発電量調整受電計画差対応余剰電力

(a) 適用範囲

３０分ごとの発電量調整受電電力量（配電事業者の約款に定める発電量調整受電電力量を含みます。）が，その３０分の(5)ロの発電量調整受電計画電力量を上回る場合の送電超過分電力について，当社が購入する電気に適用いたします。

(b) 発電量調整受電計画差対応余剰電力料金

発電量調整受電計画差対応余剰電力料金は，３０分ごとの発電量調整受電計画差対応余剰電力量に(c)の発電量調整受電計画差対応余剰電力料金単価を適用してえられる金額のその１月の合計といたします。

(c) 発電量調整受電計画差対応余剰電力料金単価

発電量調整受電計画差対応余剰電力料金単価は，託送供給等約款料金算定規則第２７条にもとづきインバランス料金として算定される金額に消費税等相当額を加えた金額とし，当社が３０分ごとに設定するものといたします。

ロ　接続対象計画差対応電力

需要バランシンググループにおいて，接続対象計画差対応電力の算定上，24（接続対象計画差対応電力）にかかわらず，次のとおりといたします。

(ｲ) 適用

40(給電指令の実施等)(4)または配電事業者の約款にもとづき配電事業者

が契約者に対して給電指令等を実施することにより補給される電気を使用されていないときに適用いたします。

(ﾛ) 接続対象計画差対応電力

a　接続対象計画差対応補給電力

(a) 適用範囲

３０分ごとの接続対象電力量（配電事業者の約款に定める接続対象電力量を含みます。）が，その３０分の(5)ニの接続対象計画電力量を上回る場合に生じた不足電力の補給にあてるための電気に適用いたします。

(b) 接続対象計画差対応補給電力料金

接続対象計画差対応補給電力料金は，３０分ごとの接続対象計画差対応補給電力量に(c)の接続対象計画差対応補給電力料金単価を適用してえられる金額のその１月の合計といたします。

(c) 接続対象計画差対応補給電力料金単価

接続対象計画差対応補給電力料金単価は，託送供給等約款料金算定規則第２７条にもとづきインバランス料金として算定される金額に消費税等相当額を加えた金額とし，当社が３０分ごとに設定するものといたします。

b　接続対象計画差対応余剰電力

(a) 適用範囲

３０分ごとの接続対象電力量（配電事業者の約款に定める接続対象電力量を含みます。）が，その３０分の(5)ニの接続対象計画電力量を下回る場合の送電超過分電力について，当社が購入する電気に適用いたします。

(b) 接続対象計画差対応余剰電力料金

接続対象計画差対応余剰電力料金は，３０分ごとの接続対象計画差対応余剰電力量に(c)の接続対象計画差対応余剰電力料金単価を適用してえられる金額のその１月の合計といたします。

(c) 接続対象計画差対応余剰電力料金単価

接続対象計画差対応余剰電力料金単価は，託送供給等約款料金算定規則第２７条にもとづきインバランス料金として算定される金額に消費税等相当額を加えた金額とし，当社が３０分ごとに設定するものといたします。

ハ　需要抑制量調整受電計画差対応電力

需要抑制バランシンググループにおいて，需要抑制量調整受電計画差対応電力の算定上，25（需要抑制量調整受電計画差対応電力）にかかわらず，次のとおりといたします。

(ｲ) 適用

需要抑制バランシンググループに適用いたします。

(ﾛ) 需要抑制量調整受電計画差対応電力

a　需要抑制量調整受電計画差対応補給電力

(a) 適用範囲

３０分ごとの需要抑制量調整受電電力量（配電事業者の約款に定める需要抑制量調整受電電力量を含みます。）が，その３０分の(5)への需要抑制量調整受電計画電力量を下回る場合に生じた不足電力の補給にあてるための電気に適用いたします。

(b) 需要抑制量調整受電計画差対応補給電力料金

需要抑制量調整受電計画差対応補給電力料金は，３０分ごとの需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量に(c)の需要抑制量調整受電計画差対応補給電力料金単価を適用してえられる金額のその１月の合計といたします。

(c) 需要抑制量調整受電計画差対応補給電力料金単価

需要抑制量調整受電計画差対応補給電力料金単価は，託送供給等約款料金算定規則第２７条にもとづきインバランス料金として算定される金額に消費税等相当額を加えた金額とし，当社が３０分ごとに設定するものといたします。

b　需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力

(a) 適用範囲

３０分ごとの需要抑制量調整受電電力量（配電事業者の約款に定める需要抑制量調整受電電力量を含みます。）が，その３０分の(5)への需要抑制量調整受電計画電力量を上回る場合の抑制超過分電力について，当社が購入する電気に適用いたします。

(b) 需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力料金

需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力料金は，３０分ごとの需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量に(c)の需要抑制量調整受電計画差

対応余剰電力料金単価を適用してえられる金額のその１月の合計といたします。

(c) 需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力料金単価

需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力料金単価は，託送供給等約款料金算定規則第２７条にもとづきインバランス料金として算定される金額に消費税等相当額を加えた金額とし，当社が３０分ごとに設定するものといたします。

ニ　給電指令時補給電力

発電バランシンググループまたは需要バランシンググループにおいて，給電指令時補給電力の算定上，26（給電指令時補給電力）にかかわらず，次のとおりといたします。

(ｲ) 契約者に係る給電指令時補給電力料金

a　適用範囲

40（給電指令の実施等）(4)または配電事業者の約款にもとづき配電事業者が契約者に対して給電指令等を実施することにより補給される電気を使用されているときに適用いたします。

b　給電指令時補給電力料金

給電指令時補給電力料金は，ｃに定める３０分ごとの給電指令時補給電力量にｄの給電指令時補給電力料金単価を適用してえられる金額のその１月の合計といたします。

c　給電指令時補給電力量

給電指令時補給電力量は，給電指令等の間，(5)ヌにより３０分ごとに算定された値といたします。

d　給電指令時補給電力料金単価

給電指令時補給電力料金単価は，託送供給等約款料金算定規則第２７条にもとづきインバランス料金として算定される金額に消費税等相当額を加えた金額とし，当社が３０分ごとに設定するものといたします。

(ﾛ) 発電契約者に係る給電指令時補給電力料金

a　適用範囲

40（給電指令の実施等）(5)もしくは(6)または配電事業者の約款にもとづき配電事業者が発電契約者または配電事業者の約款に定める発電者に対して給電指令等を実施することにより補給される電気を使用されていると

きに，補給される電気を使用する発電バランシンググループに適用いたします。

b　給電指令時補給電力料金

給電指令時補給電力料金は，ｃに定める３０分ごとの給電指令時補給電力量にｄの給電指令時補給電力料金単価を適用してえられる金額のその１月の合計といたします。

c　給電指令時補給電力量

給電指令時補給電力量は，給電指令等の間，(5)チにより３０分ごとに算定された値といたします。

d　給電指令時補給電力料金単価

給電指令時補給電力料金単価は，託送供給等約款料金算定規則第２７条にもとづきインバランス料金として算定される金額に消費税等相当額を加えた金額とし，当社が３０分ごとに設定するものといたします。ただし，40（給電指令の実施等）(2)ホの場合で，ノンファーム電源（配電事業者の約款に定めるノンファーム電源を含みます。）に対して出力の抑制を実施したときは，40（給電指令の実施等）(5)により補給される電気を使用されているときの翌日取引を行なうための卸電力取引市場における３０分ごとの売買取引の価格（売買取引に係る電力の受渡しが連系設備の送電容量等による制限を受けるものとして当社の供給区域において売買取引を行なうものに限ります。）に消費税等相当額を加えた金額とし，当社が３０分ごとに設定するものといたします。また，当社もしくは配電事業者が指定する要件を有する発電設備等またはファーム電源（配電事業者の約款に定めるファーム電源を含みます。）であって別途当社もしくは配電事業者と給電指令時補給電力料金に関する契約を締結する設備については，当該契約によるものといたします。

(5) 電力および電力量の算定

イ　発電量調整受電計画電力

発電量調整受電計画電力は，31（電力および電力量の算定）(3)にかかわらず，ロの発電量調整受電計画電力量の値を２倍した値とし，３０分ごとに算定いたします。

ロ　発電量調整受電計画電力量

発電量調整受電計画電力量は，31（電力および電力量の算定）(4)ロにかかわ

らず，受電地点（配電事業者の約款に定める受電地点を含みます。）において当社および配電事業者が発電契約者から受電する電気の３０分ごとの電力量の計画値（受電地点〔配電事業者の約款に定める受電地点を含みます。〕が複数ある場合はその合計といたします。）で，発電契約者があらかじめ電力広域的運営推進機関を通じて当社に通知する発電計画といたします。ただし，別表 11（発電計画・調達計画・販売計画）に定める当日計画の発電計画と調達計画の合計値が３０分ごとに販売計画の値と一致しない等の場合は，別表８（発電量調整受電計画電力量，接続対象計画電力量および需要抑制量調整受電計画電力量に関する取扱い）(1)のとおりといたします。

ハ　接続対象計画電力

接続対象計画電力は，31（電力および電力量の算定）(11)にかかわらず，ニの接続対象計画電力量の値を２倍した値とし，３０分ごとに算定いたします。

ニ　接続対象計画電力量

接続対象計画電力量は，31（電力および電力量の算定）(12)にかかわらず，３０分ごとの接続対象電力量の計画値（供給地点〔配電事業者の約款に定める供給地点を含みます。〕が複数ある場合はその合計といたします。）で，契約者があらかじめ電力広域的運営推進機関を通じて当社に通知する需要想定値といたします。ただし，別表 10（需要計画・調達計画・販売計画）に定める当日計画の需要想定値に対する取引計画（調達計画から販売計画を差し引いたものといたします。）が３０分ごとに需要想定値と一致しない等の場合は，別表８（発電量調整受電計画電力量，接続対象計画電力量および需要抑制量調整受電計画電力量に関する取扱い）(2)のとおりといたします。

ホ　需要抑制量調整受電計画電力

需要抑制量調整受電計画電力は，31（電力および電力量の算定）(15)にかかわらず，への需要抑制量調整受電計画電力量の値を２倍した値とし，３０分ごとに算定いたします。

ヘ　需要抑制量調整受電計画電力量

需要抑制量調整受電計画電力量は，31（電力および電力量の算定）(16)にかかわらず，当社および配電事業者が需要抑制契約者から受電する電気の３０分ごとの電力量の計画値で，需要場所（配電事業者の約款に定める需要場所を含みます。）ごとに，需要抑制契約者があらかじめ電力広域的運営推進機関を通じて当社に通知する需要抑制計画値といたします。ただし，別表 12（需要抑制計画・

調達計画・販売計画・ベースライン）に定める当日計画の調達計画が３０分ごとに販売計画の値と一致しない等の場合は，別表８（発電量調整受電計画電力量，接続対象計画電力量および需要抑制量調整受電計画電力量に関する取扱い）(3)のとおりといたします。

ト　ベースライン

ベースラインは，31（電力および電力量の算定）(17)にかかわらず，需要抑制量調整供給に係る需要抑制を行なわない場合の需要場所（配電事業者の約款に定める需要場所を含みます。）に係る供給地点で計量される接続供給電力量（配電事業者の約款に定める接続供給電力量を含みます。）を損失率で修正した電力量の計画値で，需要場所（配電事業者の約款に定める需要場所を含みます。）ごと（15〔供給および契約の単位〕(1)イまたはロの場合は１接続送電サービスまたは１臨時接続送電サービスごとといたします。また，配電事業者の約款に定める需要場所に複数の接続送電サービス等が適用されている場合は，１接続送電サービス等ごとといたします。）に，需要抑制契約者があらかじめ電力広域的運営推進機関を通じて当社に通知するものといたします。

チ　発電量調整受電計画差対応補給電力量

発電量調整受電計画差対応補給電力量は，31（電力および電力量の算定）(20)ロにかかわらず，次の(ｲ)，(ﾛ)および(ﾊ)によって算定された値とし，発電バランシンググループごとに算定いたします。

(ｲ)　３０分ごとに，受電地点（配電事業者の約款に定める受電地点を含みます。）で計量された電力量の合計がその３０分における発電量調整受電計画電力量を下回る場合に，３０分ごとに，次の式により算定された値といたします。

発電量調整受電計画差対応補給電力量
＝ 発電量調整受電計画電力量 － 発電量調整受電電力量

(ﾛ)　次の場合で，当社または配電事業者が給電指令時補給を行なったときは，発電量調整受電計画差対応補給電力量の算定上，当該発電設備等の３０分ごとの発電量調整受電計画電力量を当該受電地点における３０分ごとの発電量調整受電電力量とみなします。この場合，当該発電設備等の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量の算定上，当該受電地点のみによる発電バランシンググループが設定されているとみなし，その発電量調整受電計画差対応補給電力量は，３０分ごとに，次の式により算定された値と

いたします。

発電量調整受電計画差対応補給電力量
＝発電量調整受電計画電力量－発電量調整受電電力量

a　当社または配電事業者が指定する要件を有する発電設備等であって別途当社または配電事業者と給電指令時補給電力料金に関する契約を締結する設備に対して出力の抑制を実施した場合

b　40（給電指令の実施等）(2)イの場合で，原則として３０分ごとの実需給の開始時刻の１時間前以降に発電量調整供給に係る発電設備等に対してＮ－１電制（配電事業者の約款に定めるＮ－１電制を含みます。）を実施したとき。

c　40（給電指令の実施等）(2)ホの場合で，発電量調整供給に係る発電設備等（配電事業者の約款に定める発電量調整供給に係る発電設備等を含みます。）に対して出力の抑制を実施したとき。

d　40（給電指令の実施等）(2)への場合で，ファーム電源（配電事業者の約款に定めるファーム電源を含みます。）に対して出力の抑制を実施したとき。

(ﾊ)　次の場合で，当社または配電事業者が給電指令時補給を行なったときは，発電量調整受電計画差対応補給電力量の算定上，当該発電設備等の３０分ごとの発電量調整受電計画電力量を当該受電地点における３０分ごとの発電量調整受電電力量とみなします。この場合，当該発電設備等の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量の算定上，当該受電地点のみによる発電バランシンググループが設定されているとみなし，その発電量調整受電計画差対応補給電力量は，３０分ごとに，次により算定された値といたします。

a　当社または配電事業者が 40（給電指令の実施等）(2)イ，ロ，ハまたはトの場合の給電指令等および 40（給電指令の実施等）(2)ホの場合の給電指令等により，同時に出力の抑制を実施した場合

(a)　発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が，40（給電指令の実施等）(2)ホによる出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）を下回る場合

40（給電指令の実施等）(2)ホによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，次の式に

より算定された値とし，40（給電指令の実施等）(2)イ，ロ，ハまたはトによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，零といたします。

発電量調整受電計画差対応補給電力量
＝発電量調整受電計画電力量－発電量調整受電電力量

(b) 発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が，40（給電指令の実施等）(2)ホによる出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）と一致または上回る場合

40（給電指令の実施等）(2)ホによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，40（給電指令の実施等）(2)ホによる出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）とし，40（給電指令の実施等）(2)イ，ロ，ハまたはトによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，次の式により算定された値といたします。

発電量調整受電計画差対応補給電力量
＝発電量調整受電計画電力量
－40（給電指令の実施等）(2)ホによる出力抑制対象電力量
－発電量調整受電電力量

b 当社または配電事業者がファーム電源（配電事業者の約款に定めるファーム電源を含みます。）に対して，40（給電指令の実施等）(2)イ，ロ，ハまたはトの場合の給電指令等および40（給電指令の実施等）(2)への場合の給電指令等により，同時に出力の抑制を実施した場合

(a) 発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が，40（給電指令の実施等）(2)への出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）を下回る場合

40（給電指令の実施等）(2)へによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，次の式により算定された値とし，40（給電指令の実施等）(2)イ，ロ，ハまたはト

によって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，零といたします。

発電量調整受電計画差対応補給電力量
＝発電量調整受電計画電力量－発電量調整受電電力量

(b) 発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が，40（給電指令の実施等）(2)へによる出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）と一致または上回る場合

40（給電指令の実施等）(2)へによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，40（給電指令の実施等）(2)へによる出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）とし，40（給電指令の実施等）(2)イ，ロ，ハまたはトによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，次の式により算定された値といたします。

発電量調整受電計画差対応補給電力量
＝発電量調整受電計画電力量
－40（給電指令の実施等）(2)へによる出力抑制対象電力量
－発電量調整受電電力量

c 当社または配電事業者がノンファーム電源（配電事業者の約款に定めるノンファーム電源を含みます。）であり，かつ，当社または配電事業者が指定する要件を有する発電設備等であって別途当社または配電事業者と給電指令時補給電力料金に関する契約を締結する設備に対して，40（給電指令の実施等）(2)への場合の給電指令等および40（給電指令の実施等）(2)トの場合の給電指令等により，同時に出力の抑制を実施した場合

(a) 発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が，40（給電指令の実施等）(2)へによる出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）を下回る場合

40（給電指令の実施等）(2)へによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，次の式に

より算定された値とし，40（給電指令の実施等）(2)トによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，零といたします。

発電量調整受電計画差対応補給電力量
＝発電量調整受電計画電力量－発電量調整受電電力量

(b) 発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が，40（給電指令の実施等）(2)ヘによる出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）と一致または上回る場合

40（給電指令の実施等）(2)ヘによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，40（給電指令の実施等）(2)ヘによる出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）とし，40（給電指令の実施等）(2)トによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，次の式により算定された値といたします。

発電量調整受電計画差対応補給電力量
＝発電量調整受電計画電力量
－40（給電指令の実施等）(2)ヘによる出力抑制対象電力量
－発電量調整受電電力量

d 当社または配電事業者が40（給電指令の実施等）(2)ホの場合の給電指令等および40（給電指令の実施等）(2)ヘの場合の給電指令等により，同時に出力の抑制を実施した場合

(a) 発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が，40（給電指令の実施等）(2)ヘによる出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）を下回る場合

40（給電指令の実施等）(2)ヘによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，次の式により算定された値とし，40（給電指令の実施等）(2)ホによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補

給電力量は，零といたします。

発電量調整受電計画差対応補給電力量
＝発電量調整受電計画電力量－発電量調整受電電力量

(b) 発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が，40（給電指令の実施等）(2)へによる出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）と一致または上回る場合

40（給電指令の実施等）(2)へによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，40（給電指令の実施等）(2)へによる出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）とし，40（給電指令の実施等）(2)ホによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，次の式により算定された値といたします。

発電量調整受電計画差対応補給電力量
＝発電量調整受電計画電力量
－40（給電指令の実施等）(2)へによる出力抑制対象電力量
－発電量調整受電電力量

e 当社または配電事業者が 40（給電指令の実施等）(2)イ，ロ，ハまたはトの場合の給電指令等，40（給電指令の実施等）(2)ホの場合の給電指令等および 40（給電指令の実施等）(2)への場合の給電指令等により，同時に出力の抑制を実施した場合

(a) 発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が，40（給電指令の実施等）(2)へによる出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）を下回る場合

40（給電指令の実施等）(2)へによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，次の式により算定された値とし，40（給電指令の実施等）(2)イ，ロ，ハまたはトによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給および 40（給電指令の実施等）(2)ホによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給

に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，零といたします。

発電量調整受電計画差対応補給電力量
＝発電量調整受電計画電力量－発電量調整受電電力量

(b) 発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が，40（給電指令の実施等）(2)へによる出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）と一致または上回り，かつ，40（給電指令の実施等）(2)へによる出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）に40（給電指令の実施等）(2)ホによる出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）を加えた値を下回る場合

40（給電指令の実施等）(2)へによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，40（給電指令の実施等）(2)へによる出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）とし，40（給電指令の実施等）(2)ホによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，次の式により算定された値とし，40（給電指令の実施等）(2)イ，ロ，ハまたはトによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，零といたします。

発電量調整受電計画差対応補給電力量
＝発電量調整受電計画電力量
－40（給電指令の実施等）(2)へによる出力抑制対象電力量
－発電量調整受電電力量

(c) 発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が，40（給電指令の実施等）(2)へによる出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）に40（給電指令の実施等）(2)ホによる出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）を加えた値と一致または上回る場合

40（給電指令の実施等）(2)ホによって出力の抑制を実施した場合の給

電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，40（給電指令の実施等）(2)ホによる出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）とし，40（給電指令の実施等）(2)へによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，40（給電指令の実施等）(2)へによる出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）とし，40（給電指令の実施等）(2)イ，ロ，ハまたはトによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，次の式により算定された値といたします。

発電量調整受電計画差対応補給電力量
＝発電量調整受電計画電力量
－40（給電指令の実施等）(2)ホによる出力抑制対象電力量
－40（給電指令の実施等）(2)へによる出力抑制対象電力量
－発電量調整受電電力量

リ　発電量調整受電計画差対応余剰電力量

発電量調整受電計画差対応余剰電力量は，31（電力および電力量の算定）(21)ロにかかわらず，３０分ごとに，受電地点（配電事業者の約款に定める受電地点を含みます。）で計量された電力量の合計がその３０分における発電量調整受電計画電力量を上回る場合に，３０分ごとに，次の式により算定された値とし，発電バランシンググループごとに算定いたします。ただし，当社もしくは配電事業者が指定する要件を有する発電設備等であって別途当社もしくは配電事業者と給電指令時補給電力料金に関する契約を締結する設備に対して出力の抑制を実施し，当社もしくは配電事業者が給電指令時補給を行なった場合，40（給電指令の実施等）(2)イの場合で，原則として３０分ごとの実需給の開始時刻の１時間前以降に発電量調整供給に係る発電設備等に対してＮ－１電制（配電事業者の約款に定めるＮ－１電制を含みます。）を実施し，当社もしくは配電事業者が給電指令時補給を行なったとき，40（給電指令の実施等）(2)ホの場合で，発電量調整供給に係る発電設備等に対して出力の抑制を実施し，当社もしくは配電事業者が給電指令時補給を行なったときまたは 40（給電指令の実施等）(2)への場合で，ファーム電源（配電事業者の約款に定めるファーム電源を含みます。）に対して出力の抑制を実施し，当社もしくは配電事業者が給電指令時補給

を行なったときは，発電量調整受電計画差対応余剰電力量の算定上，当該発電設備等の３０分ごとの発電量調整受電計画電力量を当該受電地点における３０分ごとの発電量調整受電電力量とみなします。この場合，当該発電設備等の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量の算定上，当該受電地点のみによる発電バランシンググループが設定されているとみなし，その発電量調整受電計画差対応補給電力量の算定は，チによるものといたします。

発電量調整受電計画差対応余剰電力量
＝ 発電量調整受電電力量 － 発電量調整受電計画電力量

ヌ　接続対象計画差対応補給電力量

接続対象計画差対応補給電力量は，31（電力および電力量の算定）(22)にかかわらず，３０分ごとの接続対象電力量（配電事業者の約款に定める接続対象電力量を含みます。）がその３０分における接続対象計画電力量を上回る場合に，３０分ごとに，次の式により算定された値といたします。ただし，接続対象計画差対応補給電力量の算定上，当社または配電事業者が調整負荷の使用に係る調整を行なった場合は，31（電力および電力量の算定）(8)にかかわらず，当該供給地点（配電事業者の約款に定める供給地点を含みます。）で計量された３０分ごとの電力量に当社または配電事業者が行なった電気の使用に係る調整にもとづきその３０分ごとに算定された値を加えた値を，当該供給地点におけるその３０分ごとの接続供給電力量とみなし，接続対象電力量を算定いたします。

接続対象計画差対応補給電力量 ＝ 接続対象電力量 － 接続対象計画電力量

ル　接続対象計画差対応余剰電力量

接続対象計画差対応余剰電力量は，31（電力および電力量の算定）(23)にかかわらず，３０分ごとの接続対象電力量（配電事業者の約款に定める接続対象電力量を含みます。）がその３０分における接続対象計画電力量を下回る場合に，３０分ごとに，次の式により算定された値といたします。ただし，接続対象計画差対応余剰電力量の算定上，当社または配電事業者が調整負荷の使用に係る調整を行なった場合は，31（電力および電力量の算定）(8)にかかわらず，当該供給地点（配電事業者の約款に定める供給地点を含みます。）で計量された３０分ごとの電力量に当社または配電事業者が行なった電気の使用に係る調整にもとづきその３０分ごとに算定された値を加えた値を，当該供給地点におけるそ

の３０分ごとの接続供給電力量とみなし，接続対象電力量を算定いたします。

接続対象計画差対応余剰電力量 ＝ 接続対象計画電力量 － 接続対象電力量

ヲ　需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量

需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量は，31（電力および電力量の算定）(24)にかかわらず，３０分ごとの需要抑制量調整受電電力量（配電事業者の約款に定める需要抑制量調整受電電力量を含みます。）がその３０分における需要抑制量調整受電計画電力量を下回る場合に，需要抑制バランシンググループごとに，３０分ごとに，次の式により算定された値の合計といたします。ただし，需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量の算定上，当社または配電事業者が調整負荷の使用に係る調整を行なった場合は，31（電力および電力量の算定）(14)イまたはロにかかわらず，当該需要場所（配電事業者の約款に定める需要場所を含みます。）に係る接続供給電力量を損失率で修正した値が，ベースラインを上回るとき，またはベースラインを下回り，かつ，ベースラインから需要抑制量調整受電計画電力量を差し引いた値を上回るときは，当該需要場所に係る需要抑制量調整受電計画電力量を当該需要場所に係る需要抑制量調整受電電力量とみなします。

需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量

＝ 需要抑制量調整受電計画電力量 － 需要抑制量調整受電電力量

ただし，需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量の算定方法として 31（電力および電力量の算定）(14)ロを適用し，かつ，配電事業者の約款に定める需要抑制量調整受電計画電力量を上限としない算定方法を適用している場合で，３０分ごとの需要抑制量調整受電電力量が零となるときの上式は，次のとおりといたします。

需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量

$$= \text{需要抑制量調整受電計画電力量} + \frac{\text{接続供給電力量}}{\text{１－損失率（32〔損失率〕に定める損失率といたします。）}} - \text{ベースライン}$$

ワ　需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量

需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量は，31（電力および電力量の算定）(25)にかかわらず，３０分ごとの需要抑制量調整受電電力量（配電事業者の約

款に定める需要抑制量調整受電電力量を含みます。）がその３０分における需要抑制量調整受電計画電力量を上回る場合に，需要抑制バランシンググループごとに，３０分ごとに，次の式により算定された値の合計といたします。ただし，需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量の算定上，当社または配電事業者が調整負荷の使用に係る調整を行なった場合は，31（電力および電力量の算定）(14)ロにかかわらず，当該需要場所（配電事業者の約款に定める需要場所を含みます。）に係る接続供給電力量を損失率で修正した値が，ベースラインの値から需要抑制量調整受電計画電力量を差し引いた値を下回るときは，当該需要場所に係る需要抑制量調整受電計画電力量を当該需要場所に係る需要抑制量調整受電電力量とみなします。

需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量
＝ 需要抑制量調整受電電力量 － 需要抑制量調整受電計画電力量

(6) 託送供給等の実施

イ　接続供給の場合，契約者は，別表 10（需要計画・調達計画・販売計画）の需要想定値および需要想定値に対する調達計画・販売計画における接続対象電力または接続対象電力量に，配電事業者の約款に定める接続対象電力または接続対象電力量を含めていただきます。

ロ　発電量調整供給の場合，発電契約者は，別表 11（発電計画・調達計画・販売計画）の発電計画および調達計画・販売計画における発電量調整受電電力または発電量調整受電電力量に，配電事業者の約款に定める発電量調整受電電力または発電量調整受電電力量を含めていただきます。

ハ　需要抑制量調整供給の場合，需要抑制契約者は，別表 12（需要抑制計画・調達計画・販売計画・ベースライン）の需要抑制計画および調達計画・販売計画における需要抑制量調整受電電力または需要抑制量調整受電電力量に，配電事業者の約款に定める需要抑制量調整受電電力または需要抑制量調整受電電力量を含めていただきます。

(7) 解約等

当社は，契約者，発電契約者または需要抑制契約者が次のいずれかに該当し，当社が契約者，発電契約者または需要抑制契約者にその改善を求めた場合で，41（適正契約の保持等）に定める適正契約への変更および適正な使用状態，発電・放電状態または需要抑制状態への修正に応じていただけないときには，56（解約

等）(1)ハ(ｲ)，(ﾛ)，(ﾊ)または(ﾆ)にかかわらず，接続供給契約，振替供給契約，発電量調整供給契約または需要抑制量調整供給契約を解約することがあります。

イ　託送供給の場合は，８（契約の要件）(1)を，発電量調整供給の場合は，８（契約の要件）(2)を，需要抑制量調整供給の場合は，８（契約の要件）(4)ロ，ハ，ニもしくはホまたは(2)を欠くに至った場合

ロ　接続供給の場合で，頻繁に接続対象電力量（配電事業者の約款に定める接続対象電力量を含みます。）と接続対象計画電力量との間に著しい差が生じるとき。

ハ　発電量調整供給の場合で，頻繁に発電量調整受電電力量（配電事業者の約款に定める発電量調整受電電力量を含みます。）と発電量調整受電計画電力量との間に著しい差が生じるとき。

ニ　需要抑制量調整供給の場合で，頻繁に需要抑制量調整受電電力量（配電事業者の約款に定める需要抑制量調整受電電力量を含みます。）と需要抑制量調整受電計画電力量との間に著しい差が生じるとき。

(8) 発電量調整供給契約についての特別措置（再生可能エネルギー発電設備）

イ　契約者が特定契約を締結している場合もしくは特定送配電事業者が特定契約を締結している場合または契約者が当社または配電事業者と再生可能エネルギー電気卸供給契約を締結し，指定した再生可能エネルギー発電設備から電気を調達する場合は，附則４（発電量調整供給契約についての特別措置〔再生可能エネルギー発電設備〕）(1)にかかわらず，原則として，当社の供給区域においては契約者または特定送配電事業者と当社との間で，配電事業者の供給区域においては契約者または特定送配電事業者と配電事業者との間で発電量調整供給契約を締結し，特例発電バランシンググループを設定していただきます。この場合，契約者が締結する特定契約に係る再生可能エネルギー発電設備，特定送配電事業者が締結する特定契約に係る再生可能エネルギー発電設備および当社または配電事業者との再生可能エネルギー電気卸供給契約に係る再生可能エネルギー発電設備は，同一のバランシンググループに属することはできないものといたします。

ロ　イにより発電量調整供給契約を締結する場合において，契約者（特定送配電事業者が契約者となる場合を除きます。）が希望されるときは，契約者の指定する発電バランシンググループ（当該発電バランシンググループにおける特定契約が平成２８年４月１日以降に締結され，かつ，バイオマス発電設備であって化石燃料を混焼するもの〔再生可能エネルギー特別措置法施行規則第１４条第

８号ニに定める地域資源バイオマス発電設備を除きます。〕であるときを除きます。）に係る料金および必要となるその他の供給条件は次のとおりといたします。

(ｲ) 発電量調整供給に係る料金は，附則４（発電量調整供給契約についての特別措置〔再生可能エネルギー発電設備〕）(5)ロにかかわらず，18（料金）(2)に定める料金，(ﾛ)により算定されるインバランスリスク料および再生可能エネルギー予測誤差対応調整力確保料といたします。ただし，契約者が当社または配電事業者と再生可能エネルギー電気卸供給契約を締結し，指定した再生可能エネルギー発電設備から電気を調達する場合は，インバランスリスク料および再生可能エネルギー予測誤差対応調整力確保料は申し受けません。

(ﾛ) インバランスリスク料は，附則４（発電量調整供給契約についての特別措置〔再生可能エネルギー発電設備〕）(5)ホにかかわらず，特例発電バランシンググループにおける３０分ごとの発電量調整受電電力量（配電事業者の約款に定める発電量調整受電電力量を含みます。）にインバランスリスク単価を適用してえられる金額のその１月の合計（合計額が負となる場合は零といたします。）といたします。また，再生可能エネルギー予測誤差対応調整力確保料は，特例発電バランシンググループにおける３０分ごとの発電量調整受電電力量（配電事業者の約款に定める発電量調整受電電力量を含みます。）に，再生可能エネルギー予測誤差対応単価を適用してえられる金額のその１月の合計といたします。

(ﾊ) 当社は，附則４（発電量調整供給契約についての特別措置〔再生可能エネルギー発電設備〕）(5)トにかかわらず，３０分ごとの契約者が締結する特定契約または当社，配電事業者もしくは特定送配電事業者との再生可能エネルギー電気卸供給契約に係る発電量調整受電計画電力量を決定し，原則として発電量調整供給実施日の前々日の午後４時までに契約者に通知いたします。

また，当社は，当該発電量調整受電計画電力量の見直しを行ない，変更後の発電量調整受電計画電力量を決定し，原則として発電量調整供給実施日の前日午前６時までに契約者に再通知いたします。

なお，契約者は，必要に応じて発電量調整受電計画電力量の決定に必要となる事項に関する文書を当社に提出していただきます。

(ﾆ) ローカル系統における電気の潮流が系統安定度等にもとづき算定される運用可能な容量を超過し，または超過するおそれがある場合で，当社または配電事業者がノンファーム電源（配電事業者の約款に定めるノンファーム電源

を含みます。）の出力の抑制に係る通知を発電者または契約者に行なったときは，(ハ)にかかわらず，契約者は，発電量調整受電計画電力量の見直しを行なっていただきます。

ハ　イにより発電量調整供給契約を締結する場合において，契約者が当社または配電事業者と再生可能エネルギー電気卸供給契約を締結し，指定した再生可能エネルギー発電設備から電気を調達するときの契約者の指定する発電バランシンググループ（ロにおいて，契約者が希望される場合を除きます。）に係るインバランスリスク料は，附則４（発電量調整供給契約についての特別措置〔再生可能エネルギー発電設備〕）(6)ロにかかわらず，特例発電バランシンググループにおける３０分ごとの発電量調整受電電力量（配電事業者の約款に定める発電量調整受電電力量を含みます。）にインバランスリスク単価を適用してえられる金額のその１月の合計（合計額が負となる場合は零といたします。）といたします。

(9)　その他の事項については，この約款および配電事業者の約款に準ずるものといたします。

13　Ｎ－１電制の実施についての特別措置

(1)　当社は，40（給電指令の実施等）(2)イの場合で，発電量調整供給に係る発電設備等であって当社が特定契約を締結する再生可能エネルギー発電設備に対してＮ－１電制を実施したときは，40（給電指令の実施等）(9)にかかわらず，Ｎ－１電制時調達不足電力量の調達に要した費用の実費相当額から，３０分ごとのＮ－１電制時調達不足電力量に再生可能エネルギー特別措置法施行規則第１３条の３の４に定める回避可能費用単価（以下「回避可能費用単価」といいます。）に消費税等相当額を加えた金額を乗じてえた金額を差し引いた金額について，電力広域的運営推進機関が認める範囲においてＮ－１電制オペレーション費用として契約者にお支払いいたします。

(2)　当社は，40（給電指令の実施等）(2)イの場合で，発電量調整供給に係る発電設備等であって契約者または特定送配電事業者が特定契約を締結する再生可能エネルギー発電設備に対してＮ－１電制を実施したときは，40（給電指令の実施等）(9)にかかわらず，Ｎ－１電制時調達不足電力量の調達に要した費用の実費相当額に，Ｎ－１電制が実施された発電設備等を再度起動するために要した燃料費等の費用の実費およびＮ－１電制時調達不足電力量に当該特定契約に係る再生可能エ

ネルギー特別措置法第３条第２項または第８条第１項に定める調達価格を乗じてえた金額を加えた金額から，Ｎ－１電制が実施されなかったとしたときにその発電設備等がＮ－１電制時調達不足電力量を発電または放電するのに要したであろう費用に相当する金額および３０分ごとのＮ－１電制時調達不足電力量に回避可能費用単価に消費税等相当額を加えた金額を乗じてえた金額を差し引いた金額について，電力広域的運営推進機関が認める範囲においてＮ－１電制オペレーション費用として契約者または特定送配電事業者にお支払いいたします。

(3) 当社は，40（給電指令の実施等）(2)イの場合で，発電量調整供給に係る発電設備等であって再生可能エネルギー特別措置法第２条の２第１項に定める市場取引等により再生可能エネルギー電気を供給する事業に係る発電設備等に対してＮ－１電制を実施したときは，40（給電指令の実施等）(9)にかかわらず，Ｎ－１電制時調達不足電力量の調達に要した費用の実費相当額に，Ｎ－１電制が実施された発電設備等を再度起動するために要した燃料費等の費用の実費およびＮ－１電制時調達不足電力量に応じてえられる供給促進交付金の金額（再生可能エネルギー特別措置法第２条の４にもとづき算定される金額をいいます。）を加えた金額から，Ｎ－１電制が実施されなかったとしたときにその発電設備等がＮ－１電制時調達不足電力量を発電または放電するのに要したであろう費用に相当する金額を差し引いた金額について，電力広域的運営推進機関が認める範囲においてＮ－１電制オペレーション費用として発電契約者にお支払いいたします。

14　系統連系受電サービス等についての特別措置

(1)　発電場所が，次のいずれかに該当する場合，系統連系受電課金対象電力および契約超過受電電力は，22（系統連系受電サービス）(2)ロおよびハならびに 42（契約超過金）(2)ロおよびハに準じて定めます。

なお，系統連系受電課金対象電力および契約超過受電電力の算定上，次に定める比を，22（系統連系受電サービス）(2)ロおよび 42（契約超過金）(2)ロに定める契約受電電力の比とみなします。

また，発電場所がイ(ハ)に該当する場合，22（系統連系受電サービス）(3)イの基本料金および 22（系統連系受電サービス）(3)ハ(ハ)の系統設備効率化割引額の算定上，まったく発電または放電しない場合とは，１月においてイ(ハ)における当社が無償で受電している電気以外の電気をまったく発電または放電しない場合をいいます。

イ　発電設備が化石燃料を混焼するバイオマス発電設備以外の場合

(ｲ)　発電契約者と発電者との間の電力受給に関する契約および発電者と当社との間の特定契約等が締結されている場合

発電契約者と当社との間の発電量調整供給契約に定める契約受電電力と発電者と当社との間の特定契約等に係る電力受給に関する契約に定める契約受電電力の比

(ﾛ)　発電契約者と発電者との間の電力受給に関する契約および発電者と当社との間の一時調達契約が締結されている場合

発電契約者と当社との間の発電量調整供給契約に定める契約受電電力と発電者と当社との間の一時調達契約に係る電力受給に関する契約に定める契約受電電力の比

(ﾊ)　発電契約者と発電者との間の電力受給に関する契約が締結され，かつ，当該発電場所が発電量調整供給契約に属さないこととなった場合または発電者と当社との間の特定契約等が消滅した場合で，接続された電気を当社が無償で受電しているとき。

発電契約者と当社との間の発電量調整供給契約に定める契約受電電力と発電量調整供給契約に属さないこととなった場合の直前の当該発電量調整供給契約に定める契約受電電力または発電者と当社との間の特定契約等が消滅した場合の直前の当該契約に係る電力受給に関する契約に定める契約受電電力の比

ロ　イ(ｲ)，(ﾛ)または(ﾊ)に該当する場合で，化石燃料を混焼するバイオマス発電設備のとき。

当該バイオマス発電設備の再生可能エネルギー特別措置法施行規則第４条の２第２項第９号イに定めるバイオマス比率（以下「認定バイオマス比率」といいます。）

なお，認定バイオマス比率は，発電量調整供給契約の申込みに際して発電契約者から当社に通知していただきます。

また，認定バイオマス比率を変更する場合は，すみやかに変更後の認定バイオマス比率を発電契約者から当社に通知していただきます。

ただし，認定バイオマス比率を用いることが困難な場合は，附則４（発電量調整供給契約についての特別措置［再生可能エネルギー発電設備］）(8)イに定める当該バイオマス発電設備のバイオマス比率等を基準として，発電契約者ま

たは発電者と当社との協議によって定めた比率といたします。

(2) (1)の場合で，特定契約または一時調達契約等に係る電力受給に関する契約における金銭債務が当該契約における金銭債務の支払期日を経過してなお支払われず，当該契約を解約したときは，受電地点において同一計量する発電量調整供給に係る発電契約者または発電者からの申出がない場合であっても，系統連系受電契約は消滅するものとし，また，すべての発電契約者の発電量調整供給契約を変更していただくものといたします。

なお，この場合には，当社は，その旨を発電契約者または発電者に通知いたします。

また，発電契約者と同一の者である発電者の場合は，当該発電契約者との発電量調整供給契約は変更され，または消滅するものといたします。

(3) 発電場所における発電出力（発電設備等の定格発電出力〔太陽光発電設備の場合は，太陽電池の合計出力とパワーコンディショナーの出力のいずれか小さい方の出力とし，パワーコンディショナーを複数台設置している場合は，各系列における太陽電池の合計出力とパワーコンディショナーの出力のいずれか小さい方の出力を合計した値といたします。〕をいいます。また，複数の発電設備等を使用する発電場所の場合は，当該複数の発電設備等の定格発電出力の合計値といたします。）または同時最大受電電力が１０キロワット未満（発電場所が，(1)イ(ハ)またはロ〔(1)イ(ハ)に該当する場合に限ります。〕に該当する場合は，当社が無償で受電している電気以外の電気を発電または放電している発電設備等に係る発電出力または同時最大受電電力が１０キロワット未満のときといたします。）の場合の料金および必要となるその他の供給条件は，当分の間，次のとおりといたします。

イ　低圧で受電する場合で，その１月の受電地点で計量された３０分ごとの発電量調整受電電力量の最大値を２倍した値が１０未満のとき，または高圧もしくは特別高圧で受電する場合で，その１月の受電地点で記録型計量器により計量された３０分ごとの連系電力（最小位までといたします。）の最大値が１０キロワット未満のとき。

22（系統連系受電サービス）(3)に定める系統連系受電サービス料金および 42（契約超過金）(2)に定める契約超過金は申し受けません。

ロ　低圧で受電する場合で，その１月の受電地点で計量された３０分ごとの発電量調整受電電力量の最大値を２倍した値が１０以上のとき，または高圧もしくは特別高圧で受電する場合で，その１月の受電地点で記録型計量器により計量

された３０分ごとの連系電力（最小位までといたします。）の最大値が１０キロワット以上のとき。

(ｲ) 22（系統連系受電サービス）(2)イまたはロにおける系統連系受電課金対象電力の算定上，１０キロワットを同時最大受電電力とみなします。

(ﾛ) 発電設備等に係る供給地点において電灯定額接続送電サービスが適用されている場合または発電設備等に係る供給地点のその１月の接続送電サービス契約電力（発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は，１接続送電サービスを適用した場合のその１月の接続送電サービス契約電力といたします。）が１０キロワット未満の場合は，次のとおりといたします。

a　42（契約超過金）(2)イ(ｲ)またはロ(ｲ)における契約超過受電電力の算定上，１０キロワットを同時最大受電電力とみなします。

b　42（契約超過金）(2)イ(ﾛ)またはロ(ﾛ)における契約超過受電電力の算定上，１０キロワットを接続送電サービス契約電力とみなします。

(4)　契約者が特定契約を締結する再生可能エネルギー発電設備または再生可能エネルギー特別措置法第２条の２第１項に定める市場取引等により再生可能エネルギー電気を供給する事業に係る発電設備等において，イに定める適用範囲に該当する場合の料金および必要となるその他の供給条件は，当分の間，次のとおりといたします。

イ　適用範囲

原則として，２０２４年３月３１日までに再生可能エネルギー特別措置法第９条第４項に定める認定を受け，または，再生可能エネルギー特別措置法第７条にもとづいて落札された発電設備等に適用いたします。

ロ　系統連系受電サービス料金等

22（系統連系受電サービス）(3)に定める系統連系受電サービス料金および42（契約超過金）(2)に定める契約超過金は申し受けません。

なお，発電場所において，イ以外の発電設備等（当社が特定契約を締結する再生可能エネルギー発電設備を除きます。）が混在する場合またはイの発電設備等が化石燃料を混焼するバイオマス発電設備の場合は，(ｲ)，(ﾛ)または(ﾊ)により，イ以外の部分に係る系統連系受電課金対象電力，系統連系受電サービスに係る発電量調整受電電力量または契約超過受電電力を定め，系統連系受電サービス料金および契約超過金を申し受けます。

(ｲ) 系統連系受電課金対象電力

a　イの発電設備等が，化石燃料を混焼するバイオマス発電設備以外の場合

系統連系受電課金対象電力は，同時最大受電電力を発電出力等の比であん分してえた値から，発電設備等に係る供給地点のその１月の接続送電サービス契約電力（発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は，１接続送電サービスを適用した場合のその１月の接続送電サービス契約電力といたします。）を発電出力等の比であん分してえた値を差し引いた値といたします。ただし，差し引いた値が零を下回る場合の系統連系受電課金対象電力は，零といたします。

なお，あん分に必要となる発電出力は，契約者または発電契約者から当社へ通知していただきます。

b　イの発電設備等が，化石燃料を混焼するバイオマス発電設備の場合

系統連系受電課金対象電力は，同時最大受電電力を認定バイオマス比率であん分してえた値から，発電設備等に係る供給地点のその１月の接続送電サービス契約電力（発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は，１接続送電サービスを適用した場合のその１月の接続送電サービス契約電力といたします。）を認定バイオマス比率であん分してえた値を差し引いた値といたします。ただし，差し引いた値が零を下回る場合の系統連系受電課金対象電力は，零といたします。

なお，認定バイオマス比率は，発電量調整供給契約の申込みに際して契約者または発電契約者から当社に通知していただきます。

また，認定バイオマス比率を変更する場合は，すみやかに変更後の認定バイオマス比率を契約者または発電契約者から当社に通知していただきます。

ただし，認定バイオマス比率を用いることが困難な場合は，附則４（発電量調整供給契約についての特別措置［再生可能エネルギー発電設備］）(8)イに定める当該バイオマス発電設備のバイオマス比率等を基準として，契約者，発電契約者または発電者と当社との協議によって定めた比率といたします。

(ﾛ) 発電量調整受電電力量

a　イの発電設備等が，契約者が特定契約を締結する再生可能エネルギー発電設備の場合

イ以外の発電設備等に係る発電量調整受電電力量について，31（電力および電力量の算定）(30)イただし書または附則４（発電量調整供給契約についての特別措置［再生可能エネルギー発電設備］）(7)ハもしくは(8)イに準じて算定いたします。

b　イの発電設備等が，再生可能エネルギー特別措置法第２条の２第１項に定める市場取引等により再生可能エネルギー電気を供給する事業に係る発電設備等の場合

イ以外の発電設備等に係る発電量調整受電電力量について，31（電力および電力量の算定）(30)イただし書または附則４（発電量調整供給契約についての特別措置［再生可能エネルギー発電設備］）(7)ハに準じて算定いたします。ただし，化石燃料を混焼するバイオマス発電設備の場合は，発電量調整受電電力量から発電量調整受電電力量に当該バイオマス発電設備のバイオマス比率を乗じてえた値を差し引いた値にもとづき，算定いたします。

なお，バイオマス比率は，算定後すみやかに発電契約者または発電者から当社に通知していただきます。この場合，当社は，必要に応じて，バイオマス比率の算定根拠に関する文書を発電契約者または発電者から提出していただきます。

(ハ) 契約超過受電電力

a　イの発電設備等が，化石燃料を混焼するバイオマス発電設備以外の場合

(a)　同時最大受電電力が発電設備等に係る供給地点の接続送電サービス契約電力（発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は，１接続送電サービスを適用した場合のその１月の接続送電サービス契約電力といたします。）を上回る場合または発電設備等に係る供給地点において電灯定額接続送電サービスが適用されている場合

契約超過受電電力は，その１月の最大連系電力等を発電出力等の比であん分してえた値から同時最大受電電力を発電出力等の比であん分してえた値を差し引いた値といたします。

(b)　同時最大受電電力が発電設備等に係る供給地点の接続送電サービス契約電力（発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は，１接続送電サービスを適用した場合のその１月の接続送電サービス契約電力といたします。）を下回る場合

契約超過受電電力は，その１月の最大連系電力等を発電出力等の比であん分してえた値から発電設備等に係る供給地点のその１月の接続送電サービス契約電力（発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は，１接続送電サービスを適用した場合のその１月の接続送電サービス契約電力といたします。）を発電出力等の比であん分してえた値を差し引いた値といたします。ただし，差し引いた値が零を下回る場合は，契約超過金を申し受けません。

b　イの発電設備等が，化石燃料を混焼するバイオマス発電設備の場合

(a)　同時最大受電電力が発電設備等に係る供給地点の接続送電サービス契約電力（発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は，１接続送電サービスを適用した場合のその１月の接続送電サービス契約電力といたします。）を上回る場合または発電設備等に係る供給地点において電灯定額接続送電サービスが適用されている場合

契約超過受電電力は，その１月の最大連系電力等を認定バイオマス比率であん分してえた値から同時最大受電電力を認定バイオマス比率であん分してえた値を差し引いた値といたします。

(b)　同時最大受電電力が発電設備等に係る供給地点の接続送電サービス契約電力（発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は，１接続送電サービスを適用した場合のその１月の接続送電サービス契約電力といたします。）を下回る場合

契約超過受電電力は，その１月の最大連系電力等を認定バイオマス比率であん分してえた値から発電設備等に係る供給地点のその１月の接続送電サービス契約電力（発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は，１接続送電サービスを適用した場合のその１月の接続送電サービス契約電力といたします。）を認定バイオマス比率であん分してえた値を差し引いた値といたします。ただし，差し引いた値が零を下回る場合は，契約超過金を申し受けません。

(5)　揚水発電設備等が設置された受電地点において，揚水発電設備等により発電量調整供給に係る電気を発電または放電する場合，当該発電量調整供給に係る電気の電力量については，22（系統連系受電サービス）(3)ロに定める電力量料金を申し受けません。ただし，発電設備（当社が特定契約を締結する再生可能エネルギー発電設備を除きます。）に揚水発電設備等が併設されている場合で，発電設備が

(4)イに定める適用範囲に該当しないときは，発電契約者または発電者と当社との協議によりあらかじめ定めた方法によって系統連系受電サービスに係る発電量調整受電電力量を算定し，22（系統連系受電サービス）(3)ロに定める電力量料金を申し受けます。また，発電設備（当社が特定契約を締結する再生可能エネルギー発電設備を除きます。）に揚水発電設備等が併設されている場合で，発電設備が(4)イに定める適用範囲に該当し，かつ，再生可能エネルギー特別措置法第２条の２第１項に定める市場取引等により再生可能エネルギー電気を供給する事業に係る発電設備等が設置された受電地点に係る需要場所に接続供給され揚水または蓄電された電気を当該需要場所以外の需要場所に託送供給されるために発電または放電するときは，揚水発電設備等に係る系統連系受電課金対象電力および契約超過受電電力を(4)ロ(ｲ) a および(4)ロ(ﾊ) a に準じて定め，(4)にかかわらず，22（系統連系受電サービス）(3)イに定める基本料金から 22（系統連系受電サービス）(3)ハ(ﾊ)に定める系統設備効率化割引額を差し引いた金額および 42（契約超過金）(2)に定める契約超過金を申し受けます。

(6) 発電設備等に係る供給地点において最終保障供給約款または離島等供給約款にもとづく電気の需給契約（以下「当社との電気の需給契約」といいます。）を締結している場合は，次のとおりといたします。

イ 18（料金）(3)ロにおいて，当社との電気の需給契約における料金の支払義務発生日を供給側料金算定日とみなします。

ロ 22（系統連系受電サービス）(2)における系統連系受電課金対象電力または 42（契約超過金）(2)における契約超過受電電力の算定上，次のとおりといたします。

(ｲ) 当社との電気の需給契約において，定額電灯または公衆街路灯Ａ（契約負荷設備の総容量が４００ボルトアンペア未満の場合に限ります。）が適用されている場合を電灯定額接続送電サービスが適用されている場合とみなします。

(ﾛ) 当社との電気の需給契約において，公衆街路灯Ａ（契約負荷設備の総容量が４００ボルトアンペア以上の場合に限ります。）が適用されている場合，公衆街路灯Ａの契約負荷設備の総容量を電灯臨時定額接続送電サービスにおける契約負荷設備の総容量に準じて取り扱います。

(ﾊ) 当社との電気の需給契約における契約電力を接続送電サービス契約電力または臨時接続送電サービス契約電力とみなし，当社との電気の需給契約における契約電流を接続送電サービス契約電流または臨時接続送電サービス契約

電流とみなし，当社との電気の需給契約における契約容量を接続送電サービス契約容量または臨時接続送電サービス契約容量とみなし，当社との電気の需給契約における臨時電灯Ａの契約負荷設備の総容量を電灯臨時定額接続送電サービスにおける契約負荷設備の総容量とみなします。

ハ　54（契約の廃止）(5)または56（解約等）(6)において，当社との電気の需給契約を接続供給契約とみなします。

(7)　２０２４年３月３１日までに接続供給に係る電気を発電または放電する発電場所で，イに定める近接性評価地域に立地している発電場所における系統設備効率化割引単価は，別表２（系統設備効率化割引の対象変電所等）(1)に定める系統設備効率化割引の対象変電所等および系統設備効率化割引単価の見直しまでの間，ロまたはハといたします。

イ　近接性評価地域

次の地域を近接性評価地域といたします。

県	市町村
富山県	富山市，高岡市，魚津市，滑川市，砺波市，舟橋村，入善町

ロ　受電電圧が標準電圧６，０００ボルト以下の場合の系統設備効率化割引単価

22（系統連系受電サービス）(3)ハ(ﾛ)によって算定された系統設備効率化割引単価が，22（系統連系受電サービス）(3)ハ(ﾛ)の割引区分Ａ－２およびＢ－２を適用した場合に算定される系統設備効率化割引単価を下回る場合の系統設備効率化割引単価は，22（系統連系受電サービス）(3)ハ(ﾛ)にかかわらず，22（系統連系受電サービス）(3)ハ(ﾛ)の割引区分Ａ－２およびＢ－２を適用した場合に算定される系統設備効率化割引単価といたします。

ハ　受電電圧が標準電圧６，０００ボルトをこえる場合の系統設備効率化割引単価

22（系統連系受電サービス）(3)ハ(ﾛ)によって算定された系統設備効率化割引単価が，22（系統連系受電サービス）(3)ハ(ﾛ)の割引区分Ａ－２を適用した場合に算定される系統設備効率化割引単価を下回る場合の系統設備効率化割引単価は，22（系統連系受電サービス）(3)ハ(ﾛ)にかかわらず，22（系統連系受電サービス）(3)ハ(ﾛ)の割引区分Ａ－２を適用した場合に算定される系統設備効率化割引単価といたします。

15　災害救助法が適用された場合等の特別措置

２０２５年４月１日以降に当社供給区域において災害が発生し，原則として災害発生日から１年以内に，当社供給区域内の地域が災害救助法第２条第３項に定める災害発生市町村または本部所管区域市町村の区域（以下「災害救助法適用地域」といいます。）として公示された場合，または当該災害が激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第２条第１項に定める激甚災害として指定され当社供給区域内の地域がその対象地域となった場合で，災害救助法の公示日または激甚災害の指定日が属する月から６月後の月の末日までに，当該災害により被害を受けた需要者（原則として災害救助法適用地域または激甚災害の対象地域の需要者に限ります。）の供給地点に係る託送供給について当該需要者に対して電気の供給を行なう契約者からこの特別措置の適用の申出があるとき（当社が分割接続供給を行なう供給地点においては，双方の契約者から申出がある場合に限ります。）または当該災害により被害を受けた発電者（原則として災害救助法適用地域または激甚災害の対象地域の発電者に限ります。）の受電地点に係る発電量調整供給について当該発電者もしくは当該発電量調整供給に係る発電契約者からこの特別措置の適用の申出があるときの料金および必要となるその他の供給条件は次のとおりといたします。

なお，当社は，需要者または発電者の被害状況を確認するため，必要に応じてり災証明書の提示を求める等の措置を講ずることがあります。

(1)　災害により被害を受けた需要者の供給地点に係る接続送電サービス料金，臨時接続送電サービス料金および予備送電サービス料金について，災害発生日が属する月の前月の料金（支払期日が災害発生日以降となるものに限ります。），および災害発生日が属する月からその翌々月までの料金の供給側料金算定日を，18（料金）(1)にかかわらず，それぞれ１月延期いたします。

(2)　災害により被害を受けた需要者の供給地点において，災害により被害を受けたときから引き続きまったく電気を使用しない場合には，災害発生日が属する月から６月後の月の末日までの間は，料金の算定期間ごとに次の割引を行ない料金を算定いたします。

イ　割引の対象

電灯定額接続送電サービスについては接続送電サービス料金とし，電灯臨時定額接続送電サービスおよび動力臨時定額接続送電サービスについては臨時接続送電サービス料金とし，その他については当該供給地点の接続送電サービスまたは臨時接続送電サービスの基本料金（力率割引または割増しの適用を受け

る場合はその適用後の基本料金といたします。）といたします。ただし，33（料金の算定）(1)イ，ロ，ニ，ホ，へまたはリの場合は，まったく電気を使用しない日における契約内容に応じて算定される１月の金額といたします。

ロ　割引率

ハに定める割引日数１日ごとに４パーセントといたします。

ハ　割引日数

割引日数は，各月の料金の算定期間における，災害により被害を受けたときから引き続きまったく電気を使用しない期間の日数とし，30 分ごとの接続供給電力量等にもとづき当社との協議によって定めます。

(3)　災害により被害を受けた需要者の供給地点において，災害により被害を受けたときから引き続きまったく予備送電サービスを使用しない場合には，災害発生日が属する月から６月後の月の末日までの間は，料金の算定期間ごとに(2)に準じて割引を行ない予備送電サービス料金を算定いたします。

(4)　災害により被害を受けた需要者の供給地点において，災害により被害を受けたときから引き続きまったく電気を使用しないで，契約者が当該供給地点に係る接続供給を廃止された後，契約者が新たに当該供給地点に係る接続供給の申込みを行なった場合で，その申込みが災害発生日が属する月の６月後の月の末日までに行なわれ，かつ，その申込みが災害により被害を受けたときの当該供給地点に係る接続送電サービス契約電力等をこえないとき（分割接続供給の場合は，その申込みにもとづく１供給地点につき，１接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービス契約電力等が，災害により被害を受けたときの１供給地点につき，１接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービス契約電力等をこえないときに限ります。）は，71（供給地点への供給設備の工事費負担金）にかかわらず，その工事費負担金を申し受けません。

(5)　契約者が，災害により被害を受けた需要者の供給地点において，再建等のため，20（臨時接続送電サービス）の申込みを行なった場合で，その申込みが災害発生日が属する月の６月後の月の末日までに行なわれたときは，73（臨時工事費）にかかわらず，その臨時工事費を申し受けません。

(6)　災害により被害を受けた需要者の供給地点において，電気設備が災害のため復旧まで一時使用不能となった場合，18（料金）(1)にかかわらず，災害発生日が属する月から６月後の月の末日までの間は，その使用不能設備に相当する接続送電サービスの基本料金，臨時接続送電サービスの基本料金および予備送電サービス

料金の割引を行ない料金を算定いたします。

(7) 契約者が，災害により被害を受けた需要者の供給地点において，再建等のため，引込線，計量器，その付属装置，区分装置，通信設備および電流制限器等の取付位置の変更の申込みを災害発生日が属する月の６月後の月の末日までに行なった場合で，その供給方法が災害により被害を受けたときの供給方法と同一であるときは，63（引込線の接続），64（計量器等の取付け），65（電流制限器等の取付け）および66（通信設備等の施設）にかかわらず，原則として，その初回の工事に要した実費または実費相当額を申し受けません。

(8) 災害により被害を受けた需要者の供給地点において，当社が分割接続供給を行なう場合で，(2)または(6)によって割引を行ない接続送電サービス料金または臨時接続送電サービス料金を算定するときは，(9)または(10)による料金の調整を行なうために，１供給地点につき，１接続送電サービスまたは１臨時接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービス料金または臨時接続送電サービス料金を，(2)または(6)に準じて割引を行ない算定いたします。

(9) 災害により被害を受けた需要者の供給地点において，当社が分割接続供給を行ない，かつ，(2)または(6)によって割引を行ない接続送電サービス料金を算定する場合で，それぞれの契約者に係る接続送電サービス料金の合計と，(8)によって算定された１供給地点につき，１接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービス料金との間に差が生ずるときは，33（料金の算定）(12)に準じて接続送電サービス料金の調整を行ないます。

(10) 災害により被害を受けた需要者の供給地点において，当社が分割接続供給を行ない，かつ，(2)または(6)によって割引を行ない臨時接続送電サービス料金を算定する場合で，それぞれの契約者に係る臨時接続送電サービス料金の合計と，(8)によって算定された１供給地点につき，１臨時接続送電サービスを適用した場合の臨時接続送電サービス料金との間に差が生ずるときは，33（料金の算定）(13)に準じて臨時接続送電サービス料金の調整を行ないます。

(11) 災害により被害を受けた需要者の供給地点において，当社が分割接続供給を行なう場合で，(3)または(6)によって割引を行ない予備送電サービス料金を算定するときは，(12)による料金の調整を行なうために，１供給地点につき，１予備送電サービスを適用した場合の予備送電サービス料金を，(3)または(6)に準じて割引を行ない算定いたします。

(12) 災害により被害を受けた需要者の供給地点において，当社が分割接続供給を行

ない，かつ，予備送電サービスをあわせて適用し，(3)または(6)によって割引を行ない予備送電サービス料金を算定する場合で，それぞれの契約者に係る予備送電サービス料金の合計と，(11)によって算定された１供給地点につき，１予備送電サービスを適用した場合の予備送電サービス料金との間に差が生ずるときは，33（料金の算定）(14)に準じて予備送電サービス料金の調整を行ないます。

(13) 災害により被害を受けた発電者の受電地点に係る系統連系受電サービス料金について，災害発生日が属する月の前月の料金（支払期日が災害発生日以降となるものに限ります。），および災害発生日が属する月からその翌々月までの料金の支払期日を，34（支払義務の発生および支払期日）にかかわらず，それぞれ１月延期いたします。

(14) 災害により被害を受けた発電者の受電地点において，災害により被害を受けたときから引き続きまったく発電または放電しない場合（他の発電量調整供給契約等と同一計量する場合等は，すべての発電量調整供給等に係る発電量調整受電電力量等が零であるときに限ります。）には，災害発生日が属する月から６月後の月の末日までの間は，料金の算定期間ごとに次の割引を行ない料金を算定いたします。

イ　割引の対象

当該受電地点の系統連系受電サービスの基本料金から系統設備効率化割引額を差し引いた金額といたします。ただし，33（料金の算定）（１）イ，ハ，ニ，トまたはチの場合は，まったく電気を発電または放電しない日における契約内容に応じて算定される１月の金額といたします。

ロ　割引率

ハに定める割引日数１日ごとに４パーセントといたします。

ハ　割引日数

割引日数は，各月の料金の算定期間における，災害により被害を受けたときから引き続きまったく電気を発電または放電しない期間の日数とし，30分ごとの発電量調整受電電力量等にもとづき当社との協議によって定めます。

(15) 災害により被害を受けた発電者の受電地点において，発電設備等が災害のため復旧まで一時運転不能となった場合，18（料金）(3)にかかわらず，災害発生日が属する月から６月後の月の末日までの間は，その運転不能設備に相当する系統連系受電サービスの基本料金の割引を行ない料金を算定いたします。

なお，この場合，その運転不能設備に相当する系統連系受電サービスの系統設

備効率化割引は適用いたしません。

別　　表

1　契約設備電力の算定

(1)　契約設備電力は，原則として，電流を制限する計量器により制限される電流，電流制限器または主開閉器の定格電流にもとづき次により算定いたします。この場合，１キロボルトアンペアを１キロワットとみなします。

イ　電流を制限する計量器による場合

$$\underset{(\text{キロボルトアンペア})}{\text{入力}} = \underset{(\text{アンペア})}{\text{制限される電流}} \times \underset{\text{ボルト}}{１００} \times \frac{1}{１，０００}$$

ロ　電流制限器による場合

$$\underset{(\text{キロボルトアンペア})}{\text{入力}} = \underset{(\text{アンペア})}{\text{電流制限器の定格電流}} \times \underset{\text{ボルト}}{１００} \times \frac{1}{１，０００}$$

ハ　主開閉器による場合

別表３（契約電力および契約容量の算定方法）に準じて算定いたします。

(2)　(1)によりがたい場合は，負荷設備の容量等を基準として定めるものといたします。

2　系統設備効率化割引の対象変電所等

(1)　系統設備効率化割引の対象変電所等

次の変電所等を系統設備効率化割引の対象変電所等といたします。

割引区分	都道府県	割引対象変電所等
Ａ－１	－	対象なし
Ａ－２	富山県	新富山変電所，城端開閉所
	大阪府	東大阪変電所（関西電力送配電株式会社）
Ａ－３	富山県	南福光変電所
	石川県	加賀変電所
	福井県	東金津変電所
Ｂ－１	－	対象なし
Ｂ－２	富山県	泊変電所，入善変電所，桜井変電所，江口変電所，魚津変電所，東滑川変電所，黒部御前変電所，高月変電所，水橋変電所，上市変電所，岩瀬変電所，針原変電所，広田変電所，東富山変電所，奥田変電所，牛島変電所，富山変電所，中富山変電所，城南変電所，南富山変電所，掛尾変電所，富南変電所，小見変電所，真川変電所，婦中変電所，八尾変電所，射水変電所，新湊変電所，西高岡変電所，早川変電所，福岡変電所，高岡変電所，小杉変電所，南高岡変電所，大門変電所，戸出変電所，砺波変電所，井波変電所，福野変電所，福光変電所，城端変電所，大牧変電所，成出変電所，氷見変電所，沖布変電所
	石川県	輪島変電所，穴水変電所，七尾変電所，能登部変電所，津幡変電所，大浦変電所，鞍月変電所，金石変電所，北安江変電所，浅野変電所，北金沢変電所，安原変電所，東金沢変電所，金沢中央変電所，昭和町変電所，増泉変電所，大工町変電所，泉野変電所，西金沢変電所，田上変電所，長坂変電所，額変電所，竹松変電所，松任変電所，下林変電所，川北変電所，美川変電所，根上変電所，久常変電所，鶴来変電所，尾口変電所，荒木田変電所，小松変電所，安宅変電所，粟津変電所，山代変電所，山中変電所，枯渕変電所

	福井県	丸岡変電所，春江変電所，西長田変電所，松岡変電所，荒土変電所，勝山変電所，友江変電所，大野変電所，北庄変電所，北福井変電所，開発変電所，東福井変電所，中福井変電所，春山変電所，橋南変電所，南福井変電所，成和変電所，花堂変電所，足羽変電所，神明変電所，水落変電所，鯖江変電所，西田中変電所，織田変電所，新武生変電所，西武生変電所，王子保変電所，粟田部変電所，敦賀変電所，西敦賀変電所，南敦賀変電所

なお，系統設備効率化割引の対象変電所等および系統設備効率化割引単価については，原則として２０２８年４月１日に見直しを行なうものとし，当該見直し後は原則として５年ごとに見直しを行なうものといたします。

(2)　系統設備効率化割引の割引区分の適用

イ　(1)の割引区分は，10（契約の成立および契約期間）(1)により系統連系受電契約が成立したときの連系変電所等により適用いたします。

なお，連系変電所等については，原則として２０２８年４月１日に見直しを行なうものとし，当該見直し後は原則として５年ごとに見直しを行なうものといたします。

ロ　(1)に定める系統設備効率化割引の対象変電所等および系統設備効率化割引単価の見直しまでの間に利用する変電所等に変更があった場合であっても，(1)に定める系統設備効率化割引の対象変電所等および系統設備効率化割引単価の見直しまでの間に適用される割引区分は継続されるものといたします。

ハ　(1)に定める系統設備効率化割引の対象変電所等および系統設備効率化割引単価の見直し後に発電量調整供給を開始した場合であっても，(1)の割引区分は，イにより適用するものといたします。ただし，適用される 22（系統連系受電サービス）(3)ハ(ﾛ)の系統設備効率化割引単価は見直し後のものといたします。

ニ　２０２４年４月１日以降，受電地点を新たに設定する発電場所（発電設備等を新たに使用する場合に限ります。）または同一地点で発電設備等のすべての変更を行なう発電場所について，発電量調整供給の開始または変更以降，(1)に定める系統設備効率化割引の対象変電所等および系統設備効率化割引単価の見直しを行なった場合における見直し後に適用する割引区分は，その次の(1)に定め

る系統設備効率化割引の対象変電所等および系統設備効率化割引単価の見直しまでの間１回に限り，次のとおりといたします。ただし，適用される 22（系統連系受電サービス）(3)ハ(ﾛ)の系統設備効率化割引単価は見直し後のものといたします。

見直し前の割引区分	見直し後の割引区分	適用される割引区分
Ａ－１	Ａ－１，Ａ－２，Ａ－３または割引対象外	Ａ－１
Ａ－２	Ａ－１	Ａ－１
	Ａ－２，Ａ－３または割引対象外	Ａ－２
Ａ－３	Ａ－１	Ａ－１
	Ａ－２	Ａ－２
	Ａ－３または割引対象外	Ａ－３
Ｂ－１	Ｂ－１，Ｂ－２または割引対象外	Ｂ－１
Ｂ－２	Ｂ－１	Ｂ－１
	Ｂ－２または割引対象外	Ｂ－２

３　契約電力および契約容量の算定方法

19(接続送電サービス)(2)イ(ﾛ) b もしくは(ﾊ)または 20(臨時接続送電サービス)(2)イ(ｲ) b (b)もしくは(ﾛ) b の場合の契約電力または契約容量は，次により算定いたします。ただし，契約電力を算定する場合は，力率（１００パーセントといたします。）を乗じます。

(1)　供給電気方式および供給電圧が交流単相２線式標準電圧１００ボルトもしくは２００ボルトまたは交流単相３線式標準電圧１００ボルトおよび２００ボルトの場合

$$\text{契約主開閉器の定格電流（アンペア）} \times \text{電圧（ボルト）} \times \frac{1}{1,000}$$

なお，交流単相３線式標準電圧１００ボルトおよび２００ボルトの場合の電圧

は，２００ボルトといたします。

(2) 供給電気方式および供給電圧が交流３相３線式標準電圧２００ボルトの場合

$$\text{契約主開閉器の定格電流（アンペア）} \times \text{電圧（ボルト）} \times 1.732 \times \frac{1}{1,000}$$

4　負荷設備の入力換算容量

(1) 照明用電気機器

照明用電気機器の換算容量は，次のイ，ロ，ハおよびニによります。

イ　けい光灯

	換　算　容　量	
	入力（ﾎﾞﾙﾄｱﾝﾍﾟｱ）	入力（ﾜｯﾄ）
高力率型	管灯の定格消費電力（ﾜｯﾄ） ×150ﾊﾟｰｾﾝﾄ	管灯の定格消費電力（ﾜｯﾄ） ×125ﾊﾟｰｾﾝﾄ
低力率型	管灯の定格消費電力（ﾜｯﾄ） ×200ﾊﾟｰｾﾝﾄ	

ロ　ネオン管灯

２次電圧（ﾎﾞﾙﾄ）	換　算　容　量		
	入力（ﾎﾞﾙﾄｱﾝﾍﾟｱ）		入力（ﾜｯﾄ）
	高力率型	低力率型	
3,000	30	80	30
6,000	60	150	60
9,000	100	220	100
12,000	140	300	140
15,000	180	350	180

ハ　スリームラインランプ

管の長さ（ﾐﾘﾒｰﾄﾙ）	換　算　容　量	
	入力（ﾎﾞﾙﾄｱﾝﾍﾟｱ）	入力（ﾜｯﾄ）
999 以下	40	40
1,149 以下	60	60
1,556 以下	70	70
1,759 以下	80	80
2,368 以下	100	100

ニ　水銀灯

出　力（ﾜｯﾄ）	換　算　容　量		
	入力（ﾎﾞﾙﾄｱﾝﾍﾟｱ）		入力（ﾜｯﾄ）
	高力率型	低力率型	
40 以下	60	130	50
60 以下	80	170	70
80 以下	100	190	90
100 以下	150	200	130
125 以下	160	290	145
200 以下	250	400	230
250 以下	300	500	270
300 以下	350	550	325
400 以下	500	750	435
700 以下	800	1,200	735
1,000 以下	1,200	1,750	1,005

(2) 誘導電動機

イ　単相誘導電動機

(ｲ) 出力が馬力表示の単相誘導電動機の換算容量（入力〔キロワット〕）は，換算率１００．０パーセントを乗じたものといたします。

(ﾛ) 出力がワット表示のものは，次のとおりといたします。

出　力 (ﾜｯﾄ)	換　算　容　量		
	入力（ﾎﾞﾙﾄｱﾝﾍﾟｱ)		入力（ﾜｯﾄ)
	高力率型	低力率型	
35 以下	―	160	出力（ﾜｯﾄ） ×133.0ﾊﾟｰｾﾝﾄ
45 以下	―	180	
65 以下	―	230	
100 以下	250	350	
200 以下	400	550	
400 以下	600	850	
550 以下	900	1,200	
750 以下	1,000	1,400	

ロ　３相誘導電動機

換　算　容　量（入力〔ｷﾛﾜｯﾄ〕）
出力(馬力)×93.3ﾊﾟｰｾﾝﾄ
出力(ｷﾛﾜｯﾄ)×125.0ﾊﾟｰｾﾝﾄ

(3) レントゲン装置

レントゲン装置の換算容量は，次によります。

なお，レントゲン装置が２以上の装置種別を兼ねる場合は，いずれか大きい換算容量といたします。

装置種別（携帯型および移動型を含みます。）	最高定格 管 電 圧 (ｷﾛﾎﾞﾙﾄﾋﾟｰｸ)	管電流 (短時間定格電流) (ﾐﾘｱﾝﾍﾟｱ)	換算容量(入力) (ｷﾛﾎﾞﾙﾄｱﾝﾍﾟｱ)
治療用装置			定格１次最大入力（ｷﾛﾎﾞﾙﾄｱﾝﾍﾟｱ）の値といたします。
診察用装置	95ｷﾛﾎﾞﾙﾄﾋﾟｰｸ以下	20 ﾐﾘｱﾝﾍﾟｱ以下	1
		20 ﾐﾘｱﾝﾍﾟｱ超過 30 ﾐﾘｱﾝﾍﾟｱ以下	1.5
		30 ﾐﾘｱﾝﾍﾟｱ超過 50 ﾐﾘｱﾝﾍﾟｱ以下	2
		50 ﾐﾘｱﾝﾍﾟｱ超過 100 ﾐﾘｱﾝﾍﾟｱ以下	3
		100 ﾐﾘｱﾝﾍﾟｱ超過 200 ﾐﾘｱﾝﾍﾟｱ以下	4
		200 ﾐﾘｱﾝﾍﾟｱ超過 300 ﾐﾘｱﾝﾍﾟｱ以下	5
		300 ﾐﾘｱﾝﾍﾟｱ超過 500 ﾐﾘｱﾝﾍﾟｱ以下	7.5
		500 ﾐﾘｱﾝﾍﾟｱ超過 1,000 ﾐﾘｱﾝﾍﾟｱ以下	10
	95ｷﾛﾎﾞﾙﾄﾋﾟｰｸ超過 100ｷﾛﾎﾞﾙﾄﾋﾟｰｸ以下	200 ﾐﾘｱﾝﾍﾟｱ以下	5
		200 ﾐﾘｱﾝﾍﾟｱ超過 300 ﾐﾘｱﾝﾍﾟｱ以下	6
		300 ﾐﾘｱﾝﾍﾟｱ超過 500 ﾐﾘｱﾝﾍﾟｱ以下	8
		500 ﾐﾘｱﾝﾍﾟｱ超過 1,000 ﾐﾘｱﾝﾍﾟｱ以下	13.5
	100ｷﾛﾎﾞﾙﾄﾋﾟｰｸ超過 125ｷﾛﾎﾞﾙﾄﾋﾟｰｸ以下	500 ﾐﾘｱﾝﾍﾟｱ以下	9.5
		500 ﾐﾘｱﾝﾍﾟｱ超過 1,000 ﾐﾘｱﾝﾍﾟｱ以下	16
	125ｷﾛﾎﾞﾙﾄﾋﾟｰｸ超過 150ｷﾛﾎﾞﾙﾄﾋﾟｰｸ以下	500 ﾐﾘｱﾝﾍﾟｱ以下	11
		500 ﾐﾘｱﾝﾍﾟｱ超過 1,000 ﾐﾘｱﾝﾍﾟｱ以下	19.5
蓄電器放電式診察用装置	ｺﾝﾃﾞﾝｻ容量　0.75 ﾏｲｸﾛﾌｧﾗｯﾄﾞ以下		1
	0.75 ﾏｲｸﾛﾌｧﾗｯﾄﾞ超過　1.5 ﾏｲｸﾛﾌｧﾗｯﾄﾞ以下		2
	1.5 ﾏｲｸﾛﾌｧﾗｯﾄﾞ超過　3 ﾏｲｸﾛﾌｧﾗｯﾄﾞ以下		3

(4) 電気溶接機

電気溶接機の換算容量は，次の算式によって算定された値といたします。

イ　日本産業規格に適合した機器（コンデンサ内蔵型を除きます。）の場合

入力（キロワット） ＝ 最大定格１次入力（キロボルトアンペア） × ７０パーセント

ロ　イ以外の場合

入力（キロワット） ＝ 実測した１次入力（キロボルトアンペア） × ７０パーセント

(5) その他

イ　(1)，(2)，(3)および(4)によることが不適当と認められる電気機器の換算容量（入力）は，実測した値を基準として契約者と当社との協議によって定めます。ただし，特別の事情がある場合は，定格消費電力を換算容量（入力）とすることがあります。

ロ　動力と一体をなし，かつ，動力を使用するために直接必要であって欠くことができない表示灯は，動力とあわせて１契約負荷設備として契約負荷設備の容量（入力）を算定いたします。

ハ　予備設備であることが明らかな電気機器については，契約負荷設備の容量の算定の対象といたしません。

５　離島ユニバーサルサービス調整

(1) 離島ユニバーサルサービス調整額の算定

イ　離島平均燃料価格

原油換算値１キロリットル当たりの離島平均燃料価格は，貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき，次の算式によって算定された値といたします。

なお，離島平均燃料価格は，１００円単位とし，１００円未満の端数は，１０円の位で四捨五入いたします。

離島平均燃料価格 ＝ Ａ × α

Ａ ＝ 各離島平均燃料価格算定期間における１キロリットル当たりの平均原油価格

α ＝ １．０００

なお，各離島平均燃料価格算定期間における１キロリットル当たりの平均原油価格の単位は，１円とし，その端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。

ロ　離島基準燃料価格

原油換算値１キロリットル当たりの離島基準燃料価格は，７９，３００円といたします。

ハ　離島調整上限燃料価格

原油換算値１キロリットル当たりの離島調整上限燃料価格は，１１９，０００円といたします。

ニ　離島ユニバーサルサービス調整単価

離島ユニバーサルサービス調整単価は，次の算式によって算定された値といたします。

なお，離島ユニバーサルサービス調整単価の単位は，１銭とし，その端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。

(ｲ)　１キロリットル当たりの離島平均燃料価格が離島基準燃料価格を下回る場合

離島ユニバーサルサービス調整単価

$$= （離島基準燃料価格 - 離島平均燃料価格）\times \frac{(2)の離島基準単価}{１，０００}$$

(ﾛ)　１キロリットル当たりの離島平均燃料価格が離島基準燃料価格を上回り，かつ，離島調整上限燃料価格以下の場合

離島ユニバーサルサービス調整単価

$$= （離島平均燃料価格 - 離島基準燃料価格）\times \frac{(2)の離島基準単価}{１，０００}$$

(ﾊ)　１キロリットル当たりの離島平均燃料価格が離島調整上限燃料価格を上回る場合

離島平均燃料価格は，離島調整上限燃料価格といたします。

離島ユニバーサルサービス調整単価

$$= \text{（離島調整上限燃料価格－離島基準燃料価格）} \times \frac{\text{(2)の離島基準単価}}{1,000}$$

ホ　離島ユニバーサルサービス調整単価の適用

各離島平均燃料価格算定期間の離島平均燃料価格によって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価は，その離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間に使用される接続供給にかかる電気に適用いたします。

(ｲ)　各離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間は，(ﾛ)，(ﾊ)および(ﾆ)の場合を除き，次のとおりといたします。

離島平均燃料価格算定期間	離島ﾕﾆﾊﾞｰｻﾙｻｰﾋﾞｽ調整単価 適用期間
毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の5月の検針日から6月の検針日の前日までの期間
毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の6月の検針日から7月の検針日の前日までの期間
毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の7月の検針日から8月の検針日の前日までの期間
毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の8月の検針日から9月の検針日の前日までの期間
毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の9月の検針日から10月の検針日の前日までの期間
毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の10月の検針日から11月の検針日の前日までの期間
毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の11月の検針日から12月の検針日の前日までの期間
毎年8月1日から10月31日までの期間	その年の12月の検針日から翌年の1月の検針日の前日までの期間
毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の1月の検針日から2月の検針日の前日までの期間
毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の2月の検針日から3月の検針日の前日までの期間
毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の3月の検針日から4月の検針日の前日までの期間
毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は，翌年の2月29日までの期間）	翌年の4月の検針日から5月の検針日の前日までの期間

(ﾛ) 記録型計量器により計量する場合で，当社があらかじめ契約者に計量日をお知らせしたときは，(ﾆ)の場合を除き，その供給地点の各離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間は，(ｲ)に準ずるものといたします。この場合，(ｲ)にいう検針日は，計量日といたします。

(ﾊ) 定額接続送電サービスの場合は，各離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間は，(ｲ)に準ずるものといたします。この場合，(ｲ)にいう検針日は，その供給地点の属する検針区域の検針日といたします。ただし，電灯臨時定額接続送電サービスおよび動力臨時定額接続送電サービスの適用を受け，料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間，または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合は，(ｲ)にいう検針日は，応当日といたします。

(ﾆ) 検針日が毎月初日の需要者に係る供給地点については，各離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間は，(ｲ)に準ずるものといたします。この場合，(ｲ)にいう各月の検針日は，その月の翌月の初日といたします。

ﾍ 離島ユニバーサルサービス調整額

(ｲ) 定額制供給の場合

a 電灯定額接続送電サービス

離島ユニバーサルサービス調整額は，ﾆによって算定された各契約負荷設備ごとの離島ユニバーサルサービス調整単価の合計といたします。

b 電灯臨時定額接続送電サービスおよび動力臨時定額接続送電サービス

離島ユニバーサルサービス調整額は，ﾆによって算定された各臨時接続送電サービスごとの離島ユニバーサルサービス調整単価といたします。

(ﾛ) 従量制供給の場合

離島ユニバーサルサービス調整額は，その１月の接続供給電力量にﾆによって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価を適用して算定いたします。

(2) 離島基準単価

離島基準単価は，離島平均燃料価格が１，０００円変動した場合の値とし，次のとおりといたします。

ｲ 定額制供給の場合

(ｲ) 電灯定額接続送電サービス

離島基準単価は，各契約負荷設備ごとに１月につき次のとおりといたします。

電灯	10ﾜｯﾄまでの1灯につき	０円００銭０厘
	10ﾜｯﾄをこえ20ﾜｯﾄまでの1灯につき	０円００銭０厘
	20ﾜｯﾄをこえ40ﾜｯﾄまでの1灯につき	０円００銭０厘
	40ﾜｯﾄをこえ60ﾜｯﾄまでの1灯につき	０円００銭０厘
	60ﾜｯﾄをこえ100ﾜｯﾄまでの1灯につき	０円００銭０厘
	100ﾜｯﾄをこえる1灯につき 100ﾜｯﾄまでごとに	０円００銭０厘
小型機器	50ﾎﾞﾙﾄｱﾝﾍﾟｱまでの1機器につき	０円００銭０厘
	50ﾎﾞﾙﾄｱﾝﾍﾟｱをこえ100ﾎﾞﾙﾄｱﾝﾍﾟｱまでの 1機器につき	０円００銭０厘
	100ﾎﾞﾙﾄｱﾝﾍﾟｱをこえる1機器につき 100ﾎﾞﾙﾄｱﾝﾍﾟｱまでごとに	０円００銭０厘

(ﾛ) 電灯臨時定額接続送電サービス

離島基準単価は，契約負荷設備の総容量（入力）によって，１日につき次のとおりといたします。

総容量が50ﾎﾞﾙﾄｱﾝﾍﾟｱまでの場合	０円００銭０厘
総容量が50ﾎﾞﾙﾄｱﾝﾍﾟｱをこえ 100ﾎﾞﾙﾄｱﾝﾍﾟｱまでの場合	０円００銭０厘
総容量が100ﾎﾞﾙﾄｱﾝﾍﾟｱをこえ500ﾎﾞﾙﾄｱﾝﾍﾟｱまでの場合100ﾎﾞﾙﾄｱﾝﾍﾟｱまでごとに	０円００銭０厘
総容量が500ﾎﾞﾙﾄｱﾝﾍﾟｱをこえ1ｷﾛﾎﾞﾙﾄｱﾝﾍﾟｱまでの場合	０円００銭０厘
総容量が1ｷﾛﾎﾞﾙﾄｱﾝﾍﾟｱをこえ3ｷﾛﾎﾞﾙﾄｱﾝﾍﾟｱまでの場合1ｷﾛﾎﾞﾙﾄｱﾝﾍﾟｱまでごとに	０円００銭０厘

(ﾊ) 動力臨時定額接続送電サービス

離島基準単価は，次のとおりといたします。ただし，臨時接続送電サービス契約電力が０．５キロワットの場合の離島基準単価は，臨時接続送電サービス契約電力が１キロワットの場合の離島基準単価の半額といたします。

臨時接続送電ｻｰﾋﾞｽ契約電力 １ｷﾛﾜｯﾄ1日につき	０円００銭０厘

ロ　従量制供給の場合

離島基準単価は，次のとおりといたします。

１ｷﾛﾜｯﾄ時につき	０円００銭０厘

(3) 離島ユニバーサルサービス調整単価等のお知らせ

当社は，(1)イの各離島平均燃料価格算定期間における１キロリットル当たりの平均原油価格および(1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価をインターネットを利用する方法等によりお知らせいたします。

６　平均力率の算定

(1) 平均力率は，次の算式によって算定された値といたします。

$$\text{平均力率（パーセント）} = \frac{\text{有効電力量}}{\sqrt{(\text{有効電力量})^2 + (\text{無効電力量})^2}} \times １００$$

有効電力量および無効電力量の計量については，30（計量）に準ずるものといたします。ただし，有効電力量の値が零となる場合の平均力率は，８５パーセントとみなします。

(2) 有効電力量または無効電力量は，30（計量）にかかわらず，当分の間，やむをえない場合には，供給電圧と異なった電圧で計量いたします。この場合，有効電力量または無効電力量は，計量された有効電力量または無効電力量を，供給電圧と同位にするために原則として３パーセントの計量損失率によって修正したものといたします。

７　契約負荷設備の総容量の算定

(1) 差込口の数と電気機器の数が異なる場合は，次によって算定された値にもとづき，契約負荷設備の総容量を算定いたします。

イ　電気機器の数が差込口の数を上回る場合

差込口の数に応じた電気機器の総容量（入力）といたします。この場合，最大の入力の電気機器から順次対象といたします。

ロ　電気機器の数が差込口の数を下回る場合

電気機器の総容量（入力）に電気機器の数を上回る差込口の数に応じて次によって算定した値を加えたものといたします。

(ｲ) 住宅，アパート，寮，病院，学校および寺院

１差込口につき　５０ボルトアンペア

(ﾛ) (ｲ)以外の場合

１差込口につき　１００ボルトアンペア

(2) 契約負荷設備の容量を確認できない場合は，同一業種の１回路当たりの平均負荷設備容量にもとづき，契約負荷設備の総容量（入力）を算定いたします。

８　発電量調整受電計画電力量，接続対象計画電力量および需要抑制量調整受電計画電力量に関する取扱い

(1) 発電量調整受電計画電力量の取扱い

発電量調整受電計画電力量は，原則として，別表 11（発電計画・調達計画・販売計画）に定める当日計画の通知の期限における発電計画といたします。

ただし，発電契約者が通知した販売計画または調達計画が不適当と認められる場合には，当該計画は次に定める値とみなします。

イ　発電契約者が通知した販売計画または調達計画のうち，卸電力取引所への販売分または卸電力取引所からの調達分が卸電力取引所における約定結果と一致しない場合

卸電力取引所における約定結果の値（卸電力取引市場における市場約定後において，電力広域的運営推進機関より約定結果の値の変更に係る通知を受けた場合は，通知を受けた変更後の値といたします。また，約定がない場合は零とみなします。）

ロ　発電契約者が通知した販売計画または調達計画のうち，イ以外の分が取引相手の対応する計画と一致しない場合

発電契約者の販売計画または調達計画と取引相手の対応する計画とのうちいずれか小さい値（取引相手の対応する計画がない場合は零とみなします。）

なお，当日計画の通知の期限において発電契約者が通知した発電計画と調達計画の合計値が販売計画と一致しない場合，販売計画から調達計画を差し引いた値を当日計画の通知の期限における発電計画とみなします（以下「みなし発電計画」といいます。）。

この場合の発電バランシンググループごとの発電計画は，３０分ごとに次の算式によりえられた値とみなします。

$$\text{発電バランシンググループごとの発電計画} = \text{みなし発電計画の値} \times \frac{\text{当日計画の通知の期限における発電バランシンググループごとの発電計画の値}}{\text{当日計画の通知の期限における発電計画の値}}$$

(2) 接続対象計画電力量の取扱い

接続対象計画電力量は，原則として，別表 10（需要計画・調達計画・販売計画）に定める当日計画の通知の期限における需要想定値といたします。

ただし，契約者が通知した調達計画または販売計画が不適当と認められる場合には，当該計画は次に定める値とみなします。

イ　契約者が通知した調達計画または販売計画のうち，卸電力取引所への販売分または卸電力取引所からの調達分が卸電力取引所における約定結果と一致しない場合

卸電力取引所における約定結果の値（卸電力取引市場における市場約定後において，電力広域的運営推進機関より約定結果の値の変更に係る通知を受けた場合は，通知を受けた変更後の値といたします。また，約定がない場合は零とみなします。）

ロ　契約者が通知した調達計画または販売計画のうち，イ以外の分が取引相手の対応する計画と一致しない場合

契約者の調達計画または販売計画と取引相手の対応する計画とのうちいずれか小さい値（取引相手の対応する計画がない場合は零とみなします。）

なお，当日計画の通知の期限において契約者が通知した需要想定値と需要想定値に対する取引計画が一致しない場合，調達計画から販売計画を差し引いた値を当日計画の通知の期限における需要想定値とみなします。

(3) 需要抑制量調整受電計画電力量の取扱い

イ　需要抑制量調整受電計画電力量は，原則として，別表 12（需要抑制計画・調達計画・販売計画・ベースライン）に定める当日計画の通知の期限における需要抑制計画といたします。

ただし，需要抑制契約者が通知した調達計画または販売計画が不適当と認められる場合には，当該計画は次に定める値とみなします。

(ｲ) 需要抑制契約者が通知した調達計画または販売計画のうち，卸電力取引所への販売分または卸電力取引所からの調達分が卸電力取引所における約定結果と一致しない場合

卸電力取引所における約定結果の値（卸電力取引市場における市場約定後において，電力広域的運営推進機関より約定結果の値の変更に係る通知を受けた場合は，通知を受けた変更後の値といたします。また，約定がない場合は零とみなします。）

(ﾛ) 需要抑制契約者が通知した調達計画または販売計画のうち，(ｲ)以外の分が取引相手の対応する計画と一致しない場合

需要抑制契約者の調達計画または販売計画と取引相手の対応する計画とのうちいずれか小さい値（取引相手の対応する計画がない場合は零とみなします。）

ロ 需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量または需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量の算定上，次の(ｲ)または(ﾛ)に該当する場合は，次に定める値を需要抑制計画とみなします（以下「みなし需要抑制計画」といいます。）。この場合，みなし需要抑制計画が負となるときの 31（電力および電力量の算定）(14)イ(ﾛ)および(ﾊ)の需要抑制量調整受電計画電力量は，当日計画の通知の期限における需要抑制計画といたします。

なお，需要抑制契約者が複数の需要抑制バランシンググループを設定される場合の需要抑制バランシンググループごとのみなし需要抑制計画は，３０分ごとに次の算式によりえられた値といたします。

$$\text{需要抑制バランシンググループごとのみなし需要抑制計画} = \text{みなし需要抑制計画の値} \times \frac{\text{当日計画の通知の期限における需要抑制バランシンググループごとの需要抑制計画の値}}{\text{当日計画の通知の期限における需要抑制計画の合計値}}$$

(ｲ) 需要抑制契約者が通知した販売計画（イにより変更した場合は変更後の値といたします。）が調達計画（イにより変更した場合は変更後の値といたします。）を上回った場合

販売計画と調達計画の差を需要抑制計画の合計値に加えた値

(ﾛ) 需要抑制契約者が通知した販売計画（イにより変更した場合は変更後の値といたします。）が調達計画（イにより変更した場合は変更後の値といたしま

す。）を下回った場合

販売計画と調達計画の差を需要抑制計画の合計値から減じた値

９　電力量の協定

電力量を協議によって定める場合の基準は，原則として次によります。

(1) 定額制供給の場合の接続供給電力量

イ　接続供給電力量の算定式

その１月の接続供給電力量は，接続送電サービスまたは臨時接続送電サービスに応じて次により算定いたします。ただし，33（料金の算定）(1) イ，ロ，ニ，ホまたはへの場合は，接続送電サービスまたは臨時接続送電サービスに応じて次により算定した値を当月の料金の算定期間の日数で除し，協定の対象となる期間（以下「協定期間」といいます。）の日数を乗じた値といたします。

電灯定額接続送電ｻｰﾋﾞｽ	電灯である契約負荷設備	10ﾜｯﾄまでの１灯につき	10ﾜｯﾄ×ロに定める月別使用時間
		10ﾜｯﾄをこえ20ﾜｯﾄまでの１灯につき	20ﾜｯﾄ×ロに定める月別使用時間
		20ﾜｯﾄをこえ40ﾜｯﾄまでの１灯につき	40ﾜｯﾄ×ロに定める月別使用時間
		40ﾜｯﾄをこえ60ﾜｯﾄまでの１灯につき	60ﾜｯﾄ×ロに定める月別使用時間
		60ﾜｯﾄをこえ100ﾜｯﾄまでの１灯につき	100ﾜｯﾄ×ロに定める月別使用時間
		100ﾜｯﾄをこえる１灯につき100ﾜｯﾄまでごとに	100ﾜｯﾄ×ロに定める月別使用時間
	小型機器である契約負荷設備１機器につき		20 ｷﾛﾜｯﾄ時
電灯臨時定額接続送電ｻｰﾋﾞｽ			契約灯個数×40ｷﾛﾜｯﾄ時
動力臨時定額接続送電ｻｰﾋﾞｽ			契約電力×200時間

ロ　月別使用時間

月別使用時間は，計算月ごとに下表のとおりといたします。

計算月	1月	2月	3月	4月	5月	6月
月別使用時間	472	469	401	410	362	342
計算月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
月別使用時間	312	326	348	368	416	435

ただし，閏年となる場合における３月の月別使用時間は，上表にかかわらず，４１５時間といたします。

(2) 従量制供給の場合の接続供給電力量

イ　過去の接続供給電力量による場合

次のいずれかによって算定いたします。ただし，協定期間または過去の電力量が計量された料金の算定期間に契約電力，契約電流または契約容量の変更があった場合は，料金の計算上区分すべき期間の日数に契約電力，契約電流または契約容量を乗じた値の比率を勘案して算定いたします。

(ｲ) 前月または前年同月の接続供給電力量による場合

$$\frac{\text{前月または前年同月の接続供給電力量}}{\text{前月または前年同月の料金の算定期間の日数}} \times \text{協定期間の日数}$$

(ﾛ) 前３月間の接続供給電力量による場合

$$\frac{\text{前３月間の接続供給電力量}}{\text{前３月間の料金の算定期間の日数}} \times \text{協定期間の日数}$$

ロ　使用された負荷設備の容量と使用時間による場合

使用された負荷設備の容量（入力）にそれぞれの使用時間を乗じてえた値を合計した値といたします。

ハ　取替後の計量器によって計量された期間の日数が１０日以上である場合で，取替後の計量器によって計量された接続供給電力量によるとき。

$$\frac{\text{取替後の計量器によって計量された接続供給電力量}}{\text{取替後の計量器によって計量された期間の日数}} \times \text{協定期間の日数}$$

ニ　参考のために取り付けた計量器の計量による場合

参考のために取り付けた計量器によって計量された接続供給電力量といたし

ます。

なお，この場合の計量器の取付けは，64（計量器等の取付け）に準ずるものといたします。

ホ　公差をこえる誤差により修正する場合

$$\frac{\text{計量電力量}}{\text{１００パーセント＋（±誤差率）}}$$

なお，公差をこえる誤差の発生時期が確認できない場合は，次の月以降の接続供給電力量を対象として協定いたします。

(ｲ) 契約者の申出により測定したときは，申出の日の属する月

(ﾛ) 当社が発見して測定したときは，発見の日の属する月

(3) (1)または(2)によって接続供給電力量を定める場合，協定期間の３０分ごとの接続供給電力量は，協定期間の接続供給電力量を協定期間における３０分ごとの接続供給電力量として均等に配分してえられる値といたします。

ただし，(2)によって接続供給電力量を定める場合で，協定期間の接続供給電力量を計量器の時間帯区分ごとに定めるときは，協定期間における各時間帯区分ごとの接続供給電力量をそれぞれの時間帯区分の３０分ごとの接続供給電力量として均等に配分してえられる値といたします。

(4) 発電量調整受電電力量の協定については，(2)および(3)に準ずるものといたします。

10　需要計画・調達計画・販売計画

需要計画・調達計画・販売計画の通知の期限および通知の内容は，次のとおりといたします。

<table>
<tr><td colspan="2">対象期間</td><td>年間計画
（第 1 年度，
第 2 年度）</td><td>月間計画
（翌月，
翌々月）</td><td>週間計画
（翌週，
翌々週）</td><td>翌々日
計画</td><td>翌日計画</td><td>当日計画</td></tr>
<tr><td colspan="2">通知の期限</td><td>毎年
10 月 31 日</td><td>毎月 1 日</td><td>毎週水曜日
午前 10 時</td><td>毎日
午前 10
時</td><td>毎日
午前 12
時</td><td>30 分ごとの実需給の開始時刻の 1 時間前</td></tr>
<tr><td rowspan="3">通知の内容</td><td>需要想定値</td><td>各月の平日および休日の接続対象電力の最大値および最小値</td><td>各週の平日および休日の接続対象電力の最大値および最小値</td><td>電力広域的運営推進機関が指定する時刻の日ごとの接続対象電力</td><td colspan="3">30 分ごとの接続対象電力量</td></tr>
<tr><td>需要想定値に対する調達計画・販売計画</td><td>各月の平日および休日の接続対象電力の最大値および最小値に対する発電契約者，契約者または需要抑制契約者毎の調達分および販売分の計画値</td><td>各週の平日および休日の接続対象電力の最大値および最小値に対する発電契約者，契約者または需要抑制契約者毎の調達分および販売分の計画値</td><td>電力広域的運営推進機関が指定する時刻の日ごとの接続対象電力に対する発電契約者，契約者または需要抑制契約者毎の調達分および販売分の計画値</td><td colspan="3">30 分ごとの接続対象電力量に対する発電契約者，契約者または需要抑制契約者毎の調達分および販売分の計画値</td></tr>
<tr><td colspan="3">供給力未調達分の計画値
（自己等への電気の供給を行なう場合を除きます。）</td><td colspan="3">―</td></tr>
</table>

（注１）需要計画・調達計画・販売計画は，当社所定の様式により提出していただきます。

（注２）年度とは，４月１日から翌年の３月３１日までの期間をいいます。

（注３）当社が供給区域の詳細な需給状況を把握する必要がある場合は，より詳細な断面を提出していただく場合があります。

（注４）週間計画以前において，連系線の利用に係る調達計画および販売計画がある場合には，当該利用に係る調達分ごとの計画値および当該利用に係る販

売分ごとの計画値を提出していただきます。

11　発電計画・調達計画・販売計画

発電計画・調達計画・販売計画の通知の期限および通知の内容は，次のとおりといたします。

<table>
<tr><td colspan="2">対象期間</td><td>年間計画
（第１年度，
第２年度）</td><td>月間計画
（翌月，
翌々月）</td><td>週間計画
（翌週，
翌々週）</td><td>翌々日
計画</td><td>翌日計画</td><td>当日計画</td></tr>
<tr><td colspan="2">通知の
期限</td><td>毎年
10 月 31 日</td><td>毎月 1 日</td><td>毎週水曜日
午前 10 時</td><td>毎日
午前 10
時</td><td>毎日
午前 12
時</td><td>30 分ごとの実需給の開始時刻の１時間前</td></tr>
<tr><td rowspan="4">通知の内容</td><td>発電計画</td><td>各月の平日および休日の発電量調整受電電力の最大値および最小値</td><td>各週の平日および休日の発電量調整受電電力の最大値および最小値</td><td>電力広域的運営推進機関が指定する時刻の日ごとの発電量調整受電電力</td><td colspan="3">30 分ごとの発電量調整受電電力量</td></tr>
<tr><td>調達計画・販売計画</td><td>各月の平日および休日の発電量調整受電電力の最大値および最小値に対する契約者，発電契約者または需要抑制契約者毎の調達分および販売分の計画値</td><td>各週の平日および休日の発電量調整受電電力の最大値および最小値に対する契約者，発電契約者または需要抑制契約者毎の調達分および販売分の計画値</td><td>電力広域的運営推進機関が指定する時刻の日ごとの発電量調整受電電力に対する契約者，発電契約者または需要抑制契約者毎の調達分および販売分の計画値</td><td colspan="3">30 分ごとの発電量調整受電電力量に対する契約者，発電契約者または需要抑制契約者毎の調達分および販売分の計画値</td></tr>
<tr><td rowspan="2">発電設備等の停止計画</td><td colspan="2">作業の開始日時，作業の終了日時，停止内容，その他必要な項目</td><td>―</td><td colspan="3">―</td></tr>
<tr><td>―</td><td>―</td><td colspan="3">計画外作業
計画作業の変更分</td></tr>
</table>

（注１）発電計画・調達計画・販売計画は，当社所定の様式により提出していただきます。

（注２）年度とは，４月１日から翌年の３月３１日までの期間をいいます。

（注３）当社が系統運用上必要な場合および料金の算定上必要な場合は，発電場所

別の発電計画もあわせて提出していただきます。

（注４）計画外作業および計画作業の変更分については，発生のつど，すみやかに提出していただきます。

（注５）当社が供給区域の詳細な需給状況を把握する必要がある場合は，より詳細な断面を提出していただく場合があります。

（注６）週間計画以前において，連系線の利用に係る調達計画および販売計画がある場合には，当該利用に係る調達分ごとの計画値および当該利用に係る販売分ごとの計画値を提出していただきます。

12　需要抑制計画・調達計画・販売計画・ベースライン

需要抑制計画・調達計画・販売計画・ベースラインの通知の期限および通知の内容は，次のとおりといたします。

<table>
<tr><td colspan="2">対象期間</td><td>年間計画
（第１年度，
第２年度）</td><td>月間計画
（翌月，
翌々月）</td><td>週間計画
（翌週，
翌々週）</td><td>翌々日
計画</td><td>翌日計画</td><td>当日計画</td></tr>
<tr><td colspan="2">通知の期限</td><td>毎年
10 月 31 日</td><td>毎月１日</td><td>毎週水曜日
午前 10 時</td><td>毎日
午前 10
時</td><td>毎日
午前 12
時</td><td>30 分ごとの実需給の開始時刻の１時間前</td></tr>
<tr><td rowspan="3">通知の内容</td><td>需要抑制計画</td><td>各月の平日および休日の需要抑制量調整受電電力の最大値および最小値</td><td>各週の平日および休日の需要抑制量調整受電電力の最大値および最小値</td><td>電力広域的運営推進機関が指定する時刻の日ごとの需要抑制量調整受電電力</td><td colspan="3">30 分ごとの需要抑制量調整受電電力量</td></tr>
<tr><td>調達計画・販売計画</td><td>各月の平日および休日の需要抑制量調整受電電力の最大値および最小値に対する契約者，発電契約者または需要抑制契約者毎の調達分および販売分の計画値</td><td>各週の平日および休日の需要抑制量調整受電電力の最大値および最小値に対する契約者，発電契約者または需要抑制契約者毎の調達分および販売分の計画値</td><td>電力広域的運営推進機関が指定する時刻の日ごとの需要抑制量調整受電電力に対する契約者，発電契約者または需要抑制契約者毎の調達分および販売分の計画値</td><td colspan="3">30 分ごとの需要抑制量調整受電電力量に対する契約者，発電契約者または需要抑制契約者毎の調達分および販売分の計画値</td></tr>
<tr><td>ベースライン</td><td>―</td><td>―</td><td>―</td><td>―</td><td>―</td><td>30 分ごとの値</td></tr>
</table>

（注１）需要抑制計画・調達計画・販売計画・ベースラインは，当社所定の様式により提出していただきます。

（注２）年度とは，４月１日から翌年の３月３１日までの期間をいいます。

（注３）当社が供給区域の詳細な需給状況を把握する必要がある場合は，より詳細な断面を提出していただく場合があります。

（注４）週間計画以前において，連系線の利用に係る調達計画および販売計画がある場合には，当該利用に係る調達分ごとの計画値および当該利用に係る販売分ごとの計画値を提出していただきます。

13　進相用コンデンサ取付容量基準

進相用コンデンサの容量は，次のとおりといたします。

(1) 照明用電気機器

イ　けい光灯

進相用コンデンサをけい光灯に内蔵する場合の進相用コンデンサ取付容量は，次によります。

使用電圧 (ﾎﾞﾙﾄ)	管灯の定格消費電力 (ﾜｯﾄ)	ｺﾝﾃﾞﾝｻ取付容量 (ﾏｲｸﾛﾌｧﾗｯﾄﾞ)
100	10	3.5
	15	4.5
	20	5.5
	30	9
	40	14
	60	17
	80	25
	100	30
200	40	3.5
	60	4.5
	80	5.5
	100	7

ロ　ネオン管灯

２次電圧（ﾎﾞﾙﾄ）	ｺﾝﾃﾞﾝｻ取付容量（ﾏｲｸﾛﾌｧﾗｯﾄﾞ）
3,000	20
6,000	30
9,000	50
12,000	50
15,000	75

ハ　水銀灯

出力（ﾜｯﾄ）	ｺﾝﾃﾞﾝｻ取付容量（ﾏｲｸﾛﾌｧﾗｯﾄﾞ）	
	100ﾎﾞﾙﾄ	200ﾎﾞﾙﾄ
50以下	30	7
100以下	50	9
250以下	75	15
300以下	100	20
400以下	150	30
700以下	250	50
1,000以下	300	75

(2) 誘導電動機

イ　個々にコンデンサを取り付ける場合

(ｲ) 単相誘導電動機

電動機定格出力（ｷﾛﾜｯﾄ）		0.1	0.2	0.4	0.75
ｺﾝﾃﾞﾝｻ取付容量（ﾏｲｸﾛﾌｧﾗｯﾄﾞ）	使用電圧100ﾎﾞﾙﾄ	40	50	75	100
	使用電圧200ﾎﾞﾙﾄ	20	20	30	40

(ﾛ) ３相誘導電動機（使用電圧２００ボルトの場合といたします。）

a　トップランナーモータの基準を満たす電動機

電動機定格出力	馬力	1/4	1/2	1	2	3	5	7.5	10	15	20	25	30	40	50
	ｷﾛﾜｯﾄ	0.2	0.4	0.75	1.5	2.2	3.7	5.5	7.5	11	15	18.5	22	30	37
ｺﾝﾃﾞﾝｻ取付容量（ﾏｲｸﾛﾌｧﾗｯﾄﾞ）	2極	－	－	20	30	40	50	75	100	150	150	200	250	300	400
	4極	－	－	30	40	50	75	100	150	200	250	300	400	500	700
	6極	－	－	30	50	75	100	150	200	300	300	400	400	500	750

b　その他の電動機

電動機	馬力	1/4	1/2	1	2	3	5	7.5	10	15	20	25	30	40	50
定格出力	ｷﾛﾜｯﾄ	0.2	0.4	0.75	1.5	2.2	3.7	5.5	7.5	11	15	18.5	22	30	37
ｺﾝﾃﾞﾝｻ取付容量（ﾏｲｸﾛﾌｧﾗｯﾄﾞ）		10	15	20	30	40	50	75	100	150	200	250	300	400	500

ロ　一括してコンデンサを取り付ける場合

やむをえない事情によって２以上の電動機に対して一括してコンデンサを取り付ける場合のコンデンサの容量は，各電動機の定格出力に対応するイに定めるコンデンサの容量の合計といたします。

(3) 電気溶接機（使用電圧２００ボルトの場合といたします。）

イ　交流アーク溶接機

溶接機最大入力（ｷﾛﾎﾞﾙﾄｱﾝﾍﾟｱ）	3以上	5以上	7.5以上	10以上	15以上	20以上	25以上	30以上	35以上	40以上	45以上50未満
ｺﾝﾃﾞﾝｻ取付容量（ﾏｲｸﾛﾌｧﾗｯﾄﾞ）	100	150	200	250	300	400	500	600	700	800	900

ロ　交流抵抗溶接機

イの容量の５０パーセントといたします。

(4) その他

(1)，(2)および(3)によることが不適当と認められる電気機器については，機器の特性に応じて契約者と当社との協議によって定めます。

14　標準設計基準

(1) 適用

イ　この基準は，託送供給等約款Ⅷ（工事費の負担）に定める標準設計工事費の算定に適用いたします。

ロ　この基準に明記していない事項については，電気設備に関する技術基準その他関係法令，当社の設計基準等にもとづき技術的に適当と認められる設計によ

ることといたします。この場合，その設計を標準設計といたします。

ハ　地形上その他周囲の状況からこの基準によりがたい場合で特別な施設を要する場合は，ロにかかわらず技術的に適当と認められる特殊な設計によるものとし，この場合，その設計を標準設計といたします。

(2) 高圧または低圧電線路

イ　一般基準

(ｲ) 電圧降下の許容限度

高圧または低圧の電線路（受電地点または供給地点から受電地点または供給地点に最も近い発変電所の引出口までの電線路）における電圧降下の許容限度の標準は，次によります。

公称電圧 / 地域区分	高圧		低圧	
	3,300ﾎﾞﾙﾄ	6,600ﾎﾞﾙﾄ	100ﾎﾞﾙﾄ	200ﾎﾞﾙﾄ
都　市　域	－	300ﾎﾞﾙﾄ	6ﾎﾞﾙﾄ	20ﾎﾞﾙﾄ
そ　の　他	300ﾎﾞﾙﾄ	600ﾎﾞﾙﾄ	6ﾎﾞﾙﾄ	20ﾎﾞﾙﾄ

(ﾛ) 経過地

高圧または低圧の電線路の経過地は，地形その他を考慮して保守および保安に支障のない範囲において，電線路が最も経済的に施設できるよう選定いたします。

(ﾊ) 電線路の種類

高圧または低圧の電線路は，架空電線路といたします。ただし，架空電線路を施設することが法令上不可能な場合，または技術上，経済上もしくは地域的な事情により著しく困難な場合には，他の方法によります。

ロ　架空電線路

(ｲ) 電線路の施設

a　高圧または低圧の架空電線路は，単独の電線路の新設，他の架空電線路との併架，電線の張替え，または負荷分割をする場合のうち，線路の保守，保安上支障のない範囲で最も経済的な方法により施設いたします。

b　架空電線路を単独に施設する場合の回線数は，原則として１回線といたします。

c　併架の場合の１配電線路の回線数は，既設電線も含めて高圧線，低圧線ともそれぞれ２回線を限度といたします。

(ﾛ) 支持物の種類

高圧または低圧の架空電線路の支持物は，原則として鉄筋コンクリート柱といたします。ただし，技術上，経済上適当でない場合は，他の支持物を使用いたします。

(ﾊ) 標準径間

高圧または低圧の架空電線路の標準径間は，４０メートルから５０メートルといたします。

(ﾆ) 支持物の長さ

高圧または低圧の架空電線路の支持物の長さは，次によります。ただし，施設場所の状況により根入れ，電線の弛度，装柱，交差，接近，引込線，前後の支持物の高さ等の関係からやむをえない場合は，この長さ以外のものとすることがあります。

支持物の長さ（ﾒｰﾄﾙ）	10，12，14，16

(ﾎ) がいし

高圧または低圧の架空電線路のがいしは，次によります。

使用箇所 / 電圧	引 通 箇 所	引 留 箇 所
高　　圧	高圧中実がいし 高圧ピンがいし	高圧耐張がいし
低　　圧	低圧ピンがいし	低圧引留がいし
低 圧 引 込	低圧ピンがいし，低圧引留がいし， 引込用バインドレスがいし	

(ﾍ) 装柱

高圧または低圧の架空電線路の装柱は，複雑にならないように考慮し，高圧電線は水平配列，低圧電線は水平配列または垂直配列といたします。ただし，他物との離隔距離確保のため特殊装柱とすることがあります。

(ﾄ) 電線の種類および太さ

a　高圧または低圧の架空電線は，絶縁電線を使用いたします。

b　電線の太さは，許容電流，電圧降下，機械的強度および法令上の制限等

を考慮して，次の中から選定いたします。ただし，技術上，経済上不適当な場合は，架空ケーブル等，他の適当な電線を使用いたします。

電線種別および太さ			許容電流(ｱﾝﾍﾟｱ)						
			高圧絶縁電線(架橋ﾎﾟﾘｴﾁﾚﾝ絶縁電線)	低圧絶縁電線				600ﾎﾞﾙﾄﾋﾞﾆﾙ絶縁ﾋﾞﾆﾙｼｰｽｹｰﾌﾞﾙ	
				屋外用ﾋﾞﾆﾙ絶縁電線	特殊耐熱ﾋﾞﾆﾙ絶縁電線	引込用ﾋﾞﾆﾙ絶縁電線			
						2ｺより	3ｺより	2心	3心
銅	単線	2.0ﾐﾘﾒｰﾄﾙ						23	20
		2.6 〃				38	34		
		3.2 〃				50	44		
		4.0 〃		78					
		5.0 〃	142	103					
	より線	8平方ﾐﾘﾒｰﾄﾙ						42	37
		14 〃				70	62		
		22 〃				92	80	79	70
		38 〃				130	113		
		60 〃		206		174	152	140	125
		80 〃			313				
アルミ	より線	120平方ﾐﾘﾒｰﾄﾙ	308						
		240平方ﾐﾘﾒｰﾄﾙ	512						

(ﾁ) 柱上変圧器の容量

柱上変圧器の容量は，次の中から技術上，経済上適正なものを選定いたします。

なお，３相電力負荷に対しては，単相変圧器２台を用いてＶ結線により使用いたします。

容量（ｷﾛﾎﾞﾙﾄｱﾝﾍﾟｱ）	5，10，20，30，50，100

(ﾘ) 開閉器の施設

高圧架空電線路の系統操作および保守のために，必要な箇所には開閉器を施設いたします。

(ﾇ) 耐雷施設

架空電線路には，避雷器，架空地線等の耐雷上必要な設備を施設いたします。

(ﾙ) 耐塩施設

塩害地域に施設する架空電線路の機器および材料は，耐塩構造のものを使用いたします。

ハ　地中電線路

(ｲ) 施設方法

高圧または低圧の地中電線路の施設方法は，施設環境等を考慮し，技術上支障のない範囲で，管路式，暗きょ式，開きょ式または直埋式の中から選定いたします。

(ﾛ) ケーブルの選定

高圧または低圧の地中電線路に使用するケーブルの種類および太さは，許容電流，電圧降下および施設方法等を考慮し，次の中から選定いたします。

電圧	種　　類	公称断面積（平方ﾐﾘﾒｰﾄﾙ）
高圧	CVT ｹｰﾌﾞﾙ (6,600 ﾎﾞﾙﾄﾄﾘﾌﾟﾚｯｸｽ形架橋 ﾎﾟﾘｴﾁﾚﾝ絶縁ﾋﾞﾆﾙｼｰｽ電力ｹｰﾌﾞﾙ)	22，60，150，250， 325，400
低圧	CVQ ｹｰﾌﾞﾙ (600 ﾎﾞﾙﾄ 4 ｺより架橋ﾎﾟﾘｴﾁﾚﾝ絶縁ﾋﾞﾆﾙｼｰｽ電力ｹｰﾌﾞﾙ) CV ｹｰﾌﾞﾙ (600 ﾎﾞﾙﾄ架橋ﾎﾟﾘｴﾁﾚﾝ絶縁ﾋﾞﾆﾙｼｰｽ電力ｹｰﾌﾞﾙ)	60，100，150，250
	VVR ｹｰﾌﾞﾙ (600 ﾎﾞﾙﾄﾋﾞﾆﾙ絶縁ﾋﾞﾆﾙｼｰｽ電力ｹｰﾌﾞﾙ)	8，14，22

(ﾊ) 開閉器，路上変圧器，路上低圧分岐箱の施設

a　多回路開閉器は，高圧線を分岐する場合に施設いたします。

b　高圧引込開閉器は，高圧で供給を受ける需要者へπ引込により供給する場合に施設いたします。

c　路上変圧器は，高圧から低圧への変圧が必要な場合に施設いたします。

d　路上低圧分岐箱は，低圧線を分岐する場合に施設いたします。

(3) 特別高圧電線路

イ　一般基準

(ｲ) 電圧降下の許容限度

特別高圧電線路の電圧降下の許容限度の標準は，次のとおりといたします。

なお，この場合の電線路とは，受電地点または供給地点から受電地点または供給地点に最も近い発変電所の引出口までといたします。

公称電圧(ﾎﾞﾙﾄ)	22,000	33,000	66,000	77,000	154,000
電圧降下の許容限度(ﾎﾞﾙﾄ)	2,000	3,000	6,000	7,000	14,000

(ﾛ) 経過地等

特別高圧電線路の起点または分岐点の位置および経過地は，用地取得上ならびに保安，保守，系統運用上に支障のない範囲において，電線路が最も経済的に施設できるよう選定いたします。

(ﾊ) 電線路の種類

特別高圧電線路は架空電線路といたします。ただし，架空電線路とすることが法令上不可能な場合，技術上および用地上著しく困難な場合，または経済上適当でない場合は，その他の方法によるものといたします。

ロ　特別高圧架空電線路

(ｲ) 電線路の施設

a　特別高圧架空電線路は，単独の電線路の新設を原則といたします。ただし，他の電線路との併架，電線張替等が技術上，経済上から適当と判断される場合は，これらの方法によることがあります。

b　単独に施設する場合は，予備送電サービスの申込みがある場合を除き，原則として１回線といたします。

c　他の電線路との併架の場合の電線路順位は，電圧の高いものを上部，電圧の低いものを下部といたします。

(ﾛ) 支持物の種類

特別高圧架空電線路の支持物は，原則として，鉄塔を使用いたします。ただし，公称電圧３３，０００ボルト以下の場合は，施設場所の状況に応じて鉄塔以外の支持物を使用することがあります。

(ﾊ) 標準径間

標準径間は，次のとおりといたします。

支持物の種類	標準径間
鉄塔	１５０ﾒｰﾄﾙ以上３５０ﾒｰﾄﾙ以下
その他	７５ﾒｰﾄﾙ以上１５０ﾒｰﾄﾙ以下

(ﾆ) 電線間隔

電線間隔の標準は，次のとおりといたします。ただし，線種，気象，地形条件および用地事情等により増減することがあります。

鉄塔の場合

間隔 / 公称電圧	1 回 線 (ﾒｰﾄﾙ)				2 回 線 (ﾒｰﾄﾙ)					
	a	b	c	d	a	b	c	d	e	f
33,000 ﾎﾞﾙﾄ以下	1.5 以上 1.6 以下	3.6 以上 4.4 以下	1.5 以上 2.1 以下	1.6 以上 2.2 以下	3.0 以上 3.2 以下	3.6 以上 4.4 以下	3.2 以上 3.6 以下	1.5 以上 2.1 以下	1.6 以上 2.2 以下	1.6 以上 2.2 以下
66,000ﾎﾞﾙﾄまたは77,000ﾎﾞﾙﾄ	2.0 以上 2.9 以下	6.0 以上 8.0 以下	2.2 以上 4.5 以下	2.5 以上 4.1 以下	4.0 以上 5.8 以下	7.2 以上 10.0 以下	5.0 以上 7.0 以下	2.2 以上 4.5 以下	2.8 以上 4.1 以下	2.5 以上 4.0 以下
154,000ﾎﾞﾙﾄ	3.2 以上 4.3 以下	8.6 以上 12.0 以下	2.9 以上 5.5 以下	4.2 以上 6.0 以下	6.4 以上 8.6 以下	10.0 以上 13.0 以下	8.0 以上 10.0 以下	4.6 以上 7.2 以下	4.2 以上 6.0 以下	3.6 以上 5.0 以下

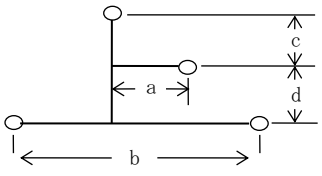

（１回線）

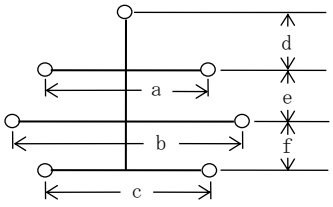

（２回線）

鉄柱，鉄筋コンクリート柱の場合

間隔 / 公称電圧	1　回　線　(ﾒｰﾄﾙ)							2　回　線　(ﾒｰﾄﾙ)					
	水平配列			三角配列									
	a	b	c	a	b	c	d	a	b	c	d	e	f
33,000 ﾎﾞﾙﾄ 以下	1.0	0.7	0.8 以上 1.0 以下	0.0 以上 0.3 以下	1.2 以上 1.5 以下	1.4 以上 2.5 以下	0.8 以上 1.0 以下	1.5 以上 2.0 以下	1.8 以上 2.5 以下	2.2 以上 3.0 以下	0.8 以上 1.8 以下	1.2 以上 1.8 以下	1.2 以上 1.8 以下

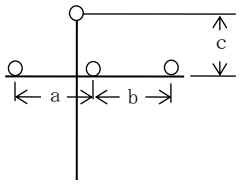

（１回線）
水平配列

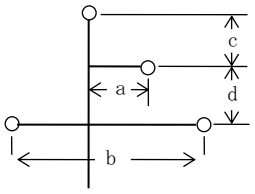

（１回線）
三角配列

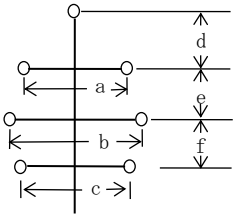

（２回線）

(ﾎ) がいし

a　がいしは懸垂がいし，長幹がいし，ラインポストがいしを使用し，懸垂がいし一連の連結個数の標準は，次のとおりといたします。

なお，長幹がいし，ラインポストがいしを使用する場合は，これと同等の絶縁強度を有するものといたします。ただし，関連施設との協調や電線路の経過地等を考慮して，次によらないことがあります。

種類 / 公称電圧	250 ﾐﾘﾒｰﾄﾙ懸垂がいし(個)
22,000 ﾎﾞﾙﾄ	3
33,000 ﾎﾞﾙﾄ	3
66,000 ﾎﾞﾙﾄ	6
77,000 ﾎﾞﾙﾄ	6
154,000 ﾎﾞﾙﾄ	10

b　塩じん害の予想される地域は，塩じん害対策委員会の推奨値および北陸における汚損実績を考慮して，適当数の増結またはこれに準ずる長幹がいし，ラインポストがいしを使用いたします。

c　原則として，アークホーンを取り付けます。

(ﾍ) 電線の種類および太さ

a　電線はアルミ覆鋼心アルミより線，アルミ覆鋼心耐熱アルミ合金より線または特別高圧絶縁電線を標準といたします。ただし，保守上，機械的強度上とくに必要のある区間または腐蝕のおそれがある区間等には，特殊電線を使用することがあります。

b　電線の太さは許容電流，短絡電流，電圧降下および機械的強度等を考慮して定め，次の中から必要最小のものを使用いたします。ただし，他の支持物に併架する場合は，弛度の関係から既設架空線と協調する太さのものを使用することがあります。

絶縁電線				アルミ覆鋼心ｱﾙﾐより線 (ACSR/AC)		アルミ覆鋼心耐熱ｱﾙﾐ合金より線 (TACSR/AC)	
アルミ覆鋼心ｱﾙﾐより線 (SB-ACSR/AC-OC-L) 鋼心ｱﾙﾐより線 (SB-ACSR-OC-L)		硬ｱﾙﾐより線 (SB-HAL-OC-L)					
公称断面積 (平方ﾐﾘﾒｰﾄﾙ)	許容電流 (ｱﾝﾍﾟｱ)	公称断面積 (平方ﾐﾘﾒｰﾄﾙ)	許容電流 (ｱﾝﾍﾟｱ)	公称断面積 (平方ﾐﾘﾒｰﾄﾙ)	許容電流 (ｱﾝﾍﾟｱ)	公称断面積 (平方ﾐﾘﾒｰﾄﾙ)	許容電流 (ｱﾝﾍﾟｱ)
120	308	240	512	160	467	160	724
				330	729	330	1,153
				410	846	410	1,349
				610	1,059	610	1,706
				810	1,251	810	2,031

(注１)架空ケーブルを使用する場合は，ハ(ﾛ)の表を適用いたします。

(注２)絶縁電線のうち，アルミ覆鋼心アルミより線は塩害地域に適用いたします。

(ﾄ) 架空地線の施設

a　特別高圧架空電線路においては，原則として架空地線を施設いたします。

b　架空地線は，アルミ覆鋼より線を使用し，その太さは，線路の設計条件

にもとづいて，次の中から選定いたします。

公　称　断　面　積　（平方ミリメートル）
22，45，55，70，90，110

(ﾁ) 架空電線の地表上の高さ

架空電線の地表上の最低地上高は，建造物等との離隔を考慮し，次の値を標準とします。ただし，施設場所における建造物または工作物等の状況から，この値以外とすることがあります。

公称電圧 / 地域	33kV以下	66，77kV	154kV
工業地帯，商業地，市街地および人家の密集する地域，これに準ずる地域	18m	19m	20m
住宅が散在する郊外および水田地帯など近傍の市街地化が進んでいない地域	14m	15m	16m
山地・山林地域	樹種・樹高により個別設定		

（注）上記は，想定地盤面からの高さとします。

(ﾘ) ラインドラップの施設

電力線搬送が行なわれている電線から当該電線を分岐する場合で，搬送波に悪影響を与えるとみなされるときには，その分岐点に必要な定格のラインドラップを施設いたします。

(ﾇ) その他

特別高圧絶縁電線を使用する電線路は，原則として次の機器を施設いたします。

a　避雷器

b　開閉型端子または開閉器

ハ　特別高圧地中電線路

(ｲ) 施設方法

特別高圧地中電線路の施設方法は，管路式といたします。ただし，次の場合は，直接埋設式または暗きょ式によることがあります。

a　直接埋設式

車輌その他の重量物の圧力を受けるおそれがなく，再掘さくが他に支障のない構内等に施設する場合

b　暗きょ式

構内等で当該線路を含めて多数のケーブルを同一場所に施設する場合および終端部で必要な場合

(ﾛ) ケーブルの選定

a　特別高圧地中電線路に使用するケーブルの種類および太さは，許容電流，短絡電流，電圧降下および施設方法等を考慮して，次の中から選定いたします。

公称電圧 ＼ 条件	22,000ﾎﾞﾙﾄ または 33,000ﾎﾞﾙﾄ		66,000ﾎﾞﾙﾄ		77,000ﾎﾞﾙﾄ		154,000ﾎﾞﾙﾄ	
種類	ＣＶｹｰﾌﾞﾙ		ＣＶｹｰﾌﾞﾙ		ＣＶｹｰﾌﾞﾙ		ＣＶｹｰﾌﾞﾙ	
	ﾄﾘﾌﾟﾚｯｸｽ	単心	ﾄﾘﾌﾟﾚｯｸｽ	単心	ﾄﾘﾌﾟﾚｯｸｽ	単心	ﾄﾘﾌﾟﾚｯｸｽ	単心
線心数	3	1	3	1	3	1	3	1
公	60	400	80	600	80	400	200	200
	100	500	100	800	100	600	325	325
称	150	600	150	1,000	150	800	400	400
	200	800	200	1,200	200	1,000	600	600
断	250	1,000	250	1,400	250	1,200	800	800
	325	1,200	325	1,600	325	1,500	1000	1,000
面	400		400	2,000	400	1,800		1,200
	500		500	2,500	600	2,000		1,400
積			600			2,500		1,500
			800					1,600
(平方ﾐﾘﾒｰﾄﾙ)			1,000					1,800
			1,200					2,000
								2,500

b　ケーブルの許容電流は，日本電線工業会規格に準ずる算定方法に施設条

件を考慮して算出いたします。

c　新設電線路のケーブルは，原則としてＣＶケーブルを使用いたします。

(4) 変電設備

イ　一般基準

電線路の引出口設備は，その変電所の他の引出口設備および関連設備に準じて施設いたします。

ロ　結線法

結線および主要機器取付台数の標準は，次のとおりといたします。

区　分		結線法	機器名	台数
公称電圧 154,000 ﾎﾞﾙﾄ	複 母 線	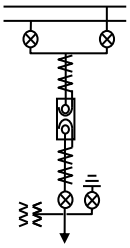	しゃ断器 断路器 変流器 計器用変圧器 配電盤	1　台 3　組 4　組 1　台 1　面
公称電圧 77,000 ﾎﾞﾙﾄ または 66,000 ﾎﾞﾙﾄ	単 母 線	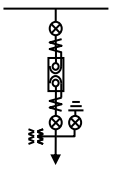	しゃ断器 断路器 変流器 計器用変圧器 配電盤	1　台 2　組 2　組 1　台 1　面
	複 母 線	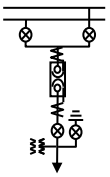	しゃ断器 断路器 変流器 計器用変圧器 配電盤	1　台 3　組 2　組 1　台 1　面

(注)接地装置は，原則として線路側に１台設置いたします。ただし，ガス絶縁開閉装置を使用する場合は，しゃ断器の両端にも接地装置を設置することがあります。

区　　分		結　線　法	機　器　名	台　　数
公称電圧 33,000 ﾎﾞﾙﾄ または 22,000 ﾎﾞﾙﾄ	単 母 線	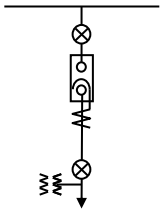	しゃ断器 断路器 変流器 計器用変圧器 配電盤	1　台 2　組 1　組 1　台 1　面 引出形しゃ断器のときは断路器を省きます。
	切 替 母 線	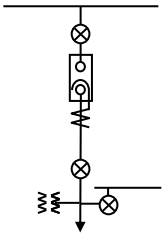	しゃ断器 断路器 変流器 計器用変圧器 配電盤	1　台 3　組 1　組 1　台 1　面 引出形しゃ断器のときは断路器を1組といたします。

(注)変電所の中性点接地方式により零相変流器を設置することがあります。

接地装置を線路側に1台設置することがあります。

区　　分		結　　線　　法	機　器　名	台　　数
公称電圧 6,600 ﾎﾞﾙﾄ または 3,300 ﾎﾞﾙﾄ	補助母線付き	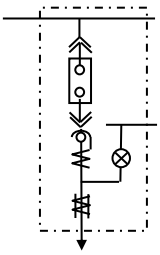	配電箱 しゃ断器 断路器 変流器 零相変流器 配電盤	1　個 1　台 1　組 1　組 1　台 1　面
	切替断路器付き	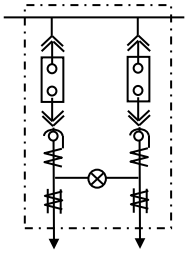	配電箱 しゃ断器 断路器 変流器 零相変流器 配電盤	1　個 1　台 1　組 1　組 1　台 1　面

（凡例）

しゃ断器	断　路　器	変流器 (ﾌﾞｯｼﾝｸﾞ形)	計器用 変圧器
引出形 しゃ断器	接地装置	零相変流器	

ハ　しゃ断器

(ｲ)　しゃ断器は，当社が一般的に使用しているものの中で，その回路電圧に応じ，最大負荷時の電流および現に構成され，また将来構成されることが予想されている系統構成の短絡電流の計算値から判断して，次の中から必要最小のものを選定いたします。

(ﾛ)　将来の系統構成は，地域の実態により５年から１０年程度先を目標といたします。

公称電圧 (ﾎﾞﾙﾄ)	定格電圧 (ﾎﾞﾙﾄ)	定格電流 (ｱﾝﾍﾟｱ)	定格しゃ断電流 (ｱﾝﾍﾟｱ)	形式
154,000	168,000	1,200，2,000， 3,000，4,000	25,000，31,500， 40,000	ガス形
77,000	84,000	800，1,200， 2,000，3,000	20,000，25,000， 31,500	ガス形， 真空形
66,000	72,000	800，1,200， 2,000，3,000	20,000，25,000， 31,500	〃 〃
33,000	36,000	600，1,200， 2,000	16,000，25,000	〃 〃
22,000	24,000	600，1,200， 2,000	20,000，25,000	〃 〃
6,600 または3,300	7,200	600	12,500	真空形

ニ　断路器

(ｲ) 断路器は，当社が一般的に使用しているものの中で，その回路電圧に応じ，最大負荷時の電流および現に構成され，また将来構成されることが予想されている系統構成の短絡電流の計算値から判断して，次の中から必要最小のものを選定いたします。

(ﾛ)　将来の系統構成は，地域の実態により５年から１０年程度先を目標といたします。

公称電圧 (ﾎﾞﾙﾄ)	定格電圧 (ﾎﾞﾙﾄ)	定格電流 (ｱﾝﾍﾟｱ)	定格短時間耐電流 (ｱﾝﾍﾟｱ)	形式
154,000	168,000	1,200，2,000， 3,000，4,000	31,500，40,000	三極単投
77,000	84,000	800，1,200， 2,000，3,000	20,000，31,500	〃
66,000	72,000	800，1,200， 2,000，3,000	20,000，31,500	〃
33,000	36,000	600，1,200， 2,000	25,000，31,500， 40,000	〃
22,000	24,000	600，1,200， 2,000	25,000	〃
6,600 または3,300	7,200	600	12,500	〃

ホ　変流器

(ｲ) 変流器は，当社が一般的に使用しているものの中で，その回路電圧に応じ，最大負荷時の電流および現に構成され，また将来構成されることが予想されている系統構成の短絡電流の計算値から判断して，必要最小のものを選定いたします。

(ﾛ) 将来の系統構成は，地域の実態により５年から１０年程度先を目標といたします。

ヘ　計器用変圧器

計器用変圧器は，当社が一般的に使用しているものの中から回路電圧，使用負担に応じ，必要最小のものを選定いたします。

ト　配電盤

配電盤は，原則として電流計，しゃ断器操作用ハンドルおよび運転に必要な器具を取り付けます。また，必要に応じ，電力計，電圧計および無効電力計等を取り付けます。

なお，無人変電所の場合は，当該設備の遠隔監視制御装置を取り付けます。

チ　保護装置

電線路に短絡または地絡故障を生じた場合は，自動的に電路をしゃ断するた

めの保護装置を取り付けます。

なお，原則として，各線路には自動再閉路継電装置を施設し，必要な箇所には母線保護継電装置を取り付けます。

(5) 電力保安通信設備

イ　一般基準

(ｲ) 施設基準

a　電力保安通信用電話設備は，法令の定めるところにより施設いたします。

b　給電指令に必要となる情報伝送設備および電力系統の保護に必要となる情報伝送設備（以下「系統運用設備」といいます。）は，電力系統の運用上必要な場合に施設いたします。

c　回線数は，電話については原則として１回線，系統運用設備については，系統運用上の重要性および装置動作の信頼性を考慮し決定いたします。

(ﾛ) 通信方式

電力保安通信用電話設備は，架空通信線，地中通信線または通信線搬送による電話設備のうち，技術上，経済上からみて最も適当なものを使用いたします。

(ﾊ) 経過地

経過地は，地理的条件，保安および保守上の問題を考慮して，最も経済的に施設できるように選定いたします。

ロ　電力保安通信用電話設備

(ｲ) 架空通信線路

a　通信線路の施設

架空通信線路は，使用電圧が３３，０００ボルト以下の架空電線路への添架または架空弱電流電線路への共架により施設いたします。ただし，技術上，経済上適当でない場合は，通信線路を単独に施設する場合があります。

b　通信線の種類

架空通信線は，原則としてポリエチレン絶縁ビニルシースケーブル（心線太さ０．９ミリメートル）または石英系シングルモード光ファイバケーブルを使用いたします。

なお，心線数（対数）は，障害対応用の予備心線を確保したうえで，必要最小限といたします。

(ﾛ) 地中通信線路

a　施設方法

地中通信線路は，原則として管路式または暗きょ式によります。

b　通信線の種類

地中通信線は，原則としてポリエチレン絶縁ビニルシースケーブルまたはポリエチレン絶縁ポリエチレンシースケーブル（心線太さ０．９ミリメートル），石英系シングルモード光ファイバケーブルを使用いたします。

なお，心線数（対数）は，障害対応用の予備心線を確保したうえで，必要最小限といたします。

(ﾊ) 通信線搬送設備

a　送受信装置

(a) 原則として単通話路装置を施設いたします。

(b) 原則として浮動充電方式による直流電源装置を施設いたします。

b　通信線の種類

通信線搬送用の通信線は，(ｲ)および(ﾛ)と同様な仕様の通信線を使用いたします。

(ﾆ) 呼出方式

電力保安電話設備における呼出方式は原則として通話帯域内可聴信号方式といたします。ただし，地域的，設備条件によっては，ダイヤル方式または１６ヘルツ呼出方式とする場合があります。

ハ　系統運用設備

(ｲ)　スーパービジョンおよびテレメータ伝送装置は，必要伝送量に対応する量数のものを施設いたします。

(ﾛ)　搬送継電方式に使用する伝送装置は，保安上，技術上等の点を勘案して伝送路の種類および信号方式を決定し，施設いたします。

(ﾊ) その他電子応用設備については，上記に準じて施設いたします。この場合，保安上，技術上等の点を勘案して決定いたします。

ニ　保安装置

保安装置は，保安の必要に応じ施設いたします。

別 冊　系統連系技術要件

第１章　総　則

１　目的

この系統連系技術要件（以下「技術要件」といいます。）は，発電者および需要者の電気設備を当社の電力系統（以下「系統」といいます。）に連系することを可能とするために必要となる技術要件を示したものです。

２　適用の範囲

この技術要件は，発電者の発電設備および蓄電池（以下「発電設備等」といいます。）ならびに需要設備または需要者の需要設備を系統に連系する場合に適用いたします。なお，既に系統に連系している発電設備等であっても，当該設備等のリプレース時やパワーコンディショナー等の装置切替時，または系統運用に支障を来すおそれがある場合（リレー整定値等の設定変更必要時等）には，この技術要件を適用いたします。また，需要者が需要場所内において発電設備等を系統に連系する場合についても，この技術要件を適用いたします。

３　協議

この技術要件は，系統連系に関する技術要件であり，実際の連系にあたっては，この技術要件に定めない事項も含め，個別に協議させていただきます。

第２章　発電設備等の連系に必要な技術要件（低圧）

１　電気方式

発電設備等の電気方式は，次の場合を除き，連系する系統の電気方式（交流単相２線式・単相３線式・３相３線式・３相４線式）と同一としていただきます。

(1) 最大使用電力に比べ発電設備等の容量が非常に小さく，相間の不平衡による影響が実態上問題とならない場合

(2) 単相３線式の系統に単相２線式２００ボルトの発電設備等を連系する場合に，受電地点のしゃ断器を開放したとき等に負荷の不平衡により生じる過電圧に対して逆変換装置を停止する対策，または発電設備等を解列する対策を行なう場合

２　運転可能周波数・並列時許容周波数

(1) 運転可能周波数

発電設備等の連続運転可能周波数および運転可能周波数は，原則として次のとおりとしていただきます。

連続運転可能周波数：５８．２ヘルツをこえ６１．２ヘルツ以下
運転可能周波数　　：５７．０ヘルツ以上６１．８ヘルツ以下

なお，周波数低下時の運転継続時間は，５８．２ヘルツでは１０分程度以上，５７．６ヘルツでは１分程度以上としていただきます。また，周波数低下リレーの整定値は，原則として事故時運転継続要件（以下「ＦＲＴ要件」といいます。）の適用を受ける発電設備等の検出レベルは５７．０ヘルツ，それ以外は５８．２ヘルツとし，検出時限は自動再閉路時間と協調が取れる範囲の最大値としていただきます。（協調が取れる範囲の最大値：２秒）

ただし，逆変換装置を用いた発電設備等でＦＲＴ要件非適用の設備については，これによりません。

(2) 並列時許容周波数

系統周波数を適正値に維持する必要があるため，並列時の周波数は並列時許容周波数以内としていただきます。なお，並列時許容周波数は，標準周波数 ＋０．

１ヘルツ以下（設定可能範囲：標準周波数＋０．１～＋１．０ヘルツ）といたします。ただし，離島等系統固有の事由等により個別に協議させていただく場合があります。

３　力率

発電者の受電地点における力率は，連系する系統の電圧を適切に維持するため，原則として系統側からみて遅れ力率８５パーセント以上とするとともに，進み力率とならないようにしていただきます。なお，電圧上昇を防止する上でやむをえない場合には，受電地点の力率を系統側からみて遅れ力率８０パーセントまで制御することができるものといたします。

４　高調波

逆変換装置（二次励磁発電機の系統側変換装置を含みます。）を用いた発電設備等を設置する場合は，逆変換装置本体（フィルターを含みます。）の高調波流出電流を総合電流歪率５パーセント，各次電流歪率３パーセント以下としていただきます。なお，その他の高調波発生機器を用いた電気設備を設置する場合には，「第３章 需要設備の連系に必要な技術要件（低圧）３ 高調波」に準じた対策を実施していただきます。

５　需給バランス制約による発電設備等の出力の抑制

逆潮流のある発電設備等のうち，太陽光発電設備および風力発電設備ならびに蓄電池には，当社の求めに応じて，当社からの遠隔制御により０パーセントから１００パーセントの範囲（１パーセント刻み）で出力（自家消費分を除くことも可能といたします。）の抑制ができる機能を有する逆変換装置やその他必要な設備を設置する等の対策を実施していただきます。なお，ウィンドファームとしての運用がない風力発電所やウィンドファームコントローラがない風力発電所については，技術的制約を踏まえ個別協議といたします。

また，逆潮流のある発電設備等のうち，火力発電設備およびバイオマス発電設備（ただし，再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則〔平成２４年経済産業省令第４６号，以下「再生可能エネルギー特別措置法施行規則」といいます。〕に定める地域資源バイオマス発電設備であって，燃料貯蔵や技術に由来する制約等により出力の抑制が困難なものを除きます。）は，発電

出力を技術的に合理的な範囲で最大限抑制し，その最低出力を発電端の定格出力に対して，火力発電設備（混焼バイオマス発電設備を含みます。）については多くとも３０パーセント以下，バイオマス発電設備については多くとも５０パーセント以下に抑制するために必要な機能を具備していただきます。ただし，発電出力の抑制は，停止による対応も可能といたします。なお，自家消費を主な目的とした発電設備等については，個別の事情を踏まえ，対策の内容を協議させていただきます。実証設備の実証期間中の扱いについては，　技術的制約を踏まえ個別に協議させていただき，実証期間終了後は，再協議させていただきます。

６　送電容量制約による発電設備等の出力の抑制

逆潮流のある発電設備等のうち１０キロワット以上の設備には，当社の求めに応じて，当社からの遠隔制御により，送電容量制約による出力の抑制ができる機能を有する装置やその他必要な装置を設置する等の対策を実施していただきます。

７　不要解列の防止

(1) 保護協調

発電設備等の故障または系統の事故時に，事故の除去，事故範囲の局限化等を行なうため，次の考え方にもとづいて，保護協調を図ることを目的に，適正な保護装置を設置していただきます。なお，構内設備の故障に対しては，「第３章 需要設備の連系に必要な技術要件（低圧）４ 保護装置の設置」に準じた対策を実施していただきます。

イ　発電設備等の異常および故障に対しては，確実に検出・除去し，連系する系統に事故を波及させないため，発電設備等を即時に解列すること。

ロ　連系する系統の事故に対しては，迅速かつ確実に，発電設備等が解列すること。

ハ　上位系統事故時等，連系する系統の電源が喪失した場合にも発電設備等が高速に解列し，一般需要家を含むいかなる部分系統においても単独運転が生じないこと。

ニ　事故時の再閉路時に，発電設備等が連系する系統から確実に解列されていること。

ホ　連系する系統以外の事故時には，発電設備等は解列しないこと。

(2) 事故時運転継続

系統事故による広範囲の瞬時電圧低下や周波数変動等により，発電設備等の一斉解列や出力低下継続等が発生し，系統全体の電圧・周波数維持に大きな影響を与えることを防止するため，発電設備等の種別毎に定められるＦＲＴ要件を満たしていただきます。なお，満たすべきＦＲＴ要件は次のとおりといたします。

発電設備等			電圧低下			周波数変動（運転継続）
			残電圧 20%以上（運転継続）	残電圧 20%未満（運転継続またはｹﾞｰﾄﾌﾞﾛｯｸ）	残電圧 52%以上・位相変化 41 度以下（運転継続）	60Hz 系統
単相	太陽光		・電圧低下継続時間 1.0 秒以下 ・電圧復帰後 0.1 秒以内に電圧低下前の出力の 80%以上の出力まで復帰	・電圧低下継続時間 1.0 秒以下 ・電圧復帰後 0.2 秒以内に電圧低下前の出力の 80%以上の出力まで復帰	・電圧低下継続時間 1.0 秒以下 ・電圧復帰後 0.1 秒以内に電圧低下前の出力の 80%以上の出力まで復帰	・ｽﾃｯﾌﾟ状に+1.0Hz，3 ｻｲｸﾙ間継続 ・ﾗﾝﾌﾟ上の±2Hz/s (周波数上限)61.8Hz (周波数下限)57.0Hz
	風力		・電圧低下継続時間 1.0 秒以下 ・電圧復帰後 1.0 秒以内に電圧低下前の出力の 80%以上の出力まで復帰	・電圧低下継続時間 1.0 秒以下 ・電圧復帰後 1.0 秒以内に電圧低下前の出力の 80%以上の出力まで復帰	・電圧低下継続時間 1.0 秒以下 ・電圧復帰後 1.0 秒以内に電圧低下前の出力の 80%以上の出力まで復帰	・ｽﾃｯﾌﾟ状に+1.0Hz，3 ｻｲｸﾙ間継続 ・ﾗﾝﾌﾟ上の±2Hz/s (周波数上限)61.8Hz (周波数下限)57.0Hz
	蓄電池		・電圧低下継続時間 1.0 秒以下 ・電圧復帰後 0.1 秒以内に電圧低下前の出力の 80%以上の出力まで復帰（RPR が設置される場合は出力電力特性と RPR の協調を図るため，0.4 秒以内の復帰としてもよい。）	・電圧低下継続時間 1.0 秒以下 ・電圧復帰後 1.0 秒以内に電圧低下前の出力の 80%以上の出力まで復帰	・電圧低下継続時間 1.0 秒以下 ・電圧復帰後 0.1 秒以内に電圧低下前の出力の 80%以上の出力まで復帰（RPR が設置される場合は出力電力特性と RPR の協調を図るため，0.4 秒以内の復帰としてもよい。）	・ｽﾃｯﾌﾟ状に+1.0Hz，3 ｻｲｸﾙ間継続 ・ﾗﾝﾌﾟ上の±2Hz/s (周波数上限)61.8Hz (周波数下限)57.0Hz
	燃料電池		・電圧低下継続時間 0.3 秒以下 ・電圧復帰後 1.0 秒以内に電圧低下前の出力の 80%以上の出力まで復帰	・電圧低下継続時間 0.3 秒以下 ・電圧復帰後 1.0 秒以内に電圧低下前の出力の 80%以上の出力まで復帰	・電圧低下継続時間 0.3 秒以下 ・電圧復帰後 1.0 秒以内に電圧低下前の出力の 80%以上の出力まで復帰	・ｽﾃｯﾌﾟ状に+1.0Hz，3 ｻｲｸﾙ間継続 ・ﾗﾝﾌﾟ上の±2Hz/s (周波数上限)61.8Hz (周波数下限)57.0Hz
	ガスエンジン	単機出力 2kW 未満 単機出力 2kW 以上 10kW 未満※	・電圧低下継続時間 0.3 秒以下 ・電圧復帰後 1.0 秒以内に電圧低下前の出力の 80%以上の出力まで復帰	・電圧低下継続時間 0.3 秒以下 ・電圧復帰後 1.0 秒以内に電圧低下前の出力の 80%以上の出力まで復帰	・電圧低下継続時間 0.3 秒以下 ・電圧復帰後 1.0 秒以内に電圧低下前の出力の 80%以上の出力まで復帰	・ｽﾃｯﾌﾟ状に+1.0Hz，3 ｻｲｸﾙ間継続 ・ﾗﾝﾌﾟ上の±2Hz/s (周波数上限)61.8Hz (周波数下限)57.0Hz

	複数直流入力システム	太陽光 ＋ 蓄電池	・電圧低下継続時間1.0秒以下 ・電圧復帰後0.1秒以内に電圧低下前の出力の80%以上の出力まで復帰（RPRが設置される場合は出力電力特性とRPRの協調を図るため,0.4秒以内の復帰としてもよい。また，負荷追従制御（構内の負荷電力に応じて出力制御）状態にて復帰動作する場合は，出力復帰中の過渡的な逆潮流による蓄電池動作の停止を防止するため,0.4秒以内としてもよい。）	・電圧低下継続時間1.0秒以下 ・電圧復帰後1.0秒以内に電圧低下前の出力の80%以上の出力まで復帰	・電圧低下継続時間1.0秒以下 ・電圧復帰後0.1秒以内に電圧低下前の出力の80%以上の出力まで復帰（RPRが設置される場合は出力電力特性とRPRの協調を図るため,0.4秒以内の復帰としてもよい。また，負荷追従制御（構内の負荷電力に応じて出力制御）状態にて復帰動作する場合は，出力復帰中の過渡的な逆潮流による蓄電池動作の停止を防止するため,0.4秒以内としてもよい。）	・ｽﾃｯﾌﾟ状に+1.0Hz,3ｻｲｸﾙ間継続 ・ﾗﾝﾌﾟ上の±2Hz/s (周波数上限)61.8Hz (周波数下限)57.0Hz
		燃料電池 ＋ 蓄電池 ガスエンジン ＋ 蓄電池	・電圧低下継続時間0.3秒以下 ・電圧復帰後1.0秒以内に電圧低下前の出力の80%以上の出力まで復帰	・電圧低下継続時間0.3秒以下 ・電圧復帰後1.0秒以内に電圧低下前の出力の80%以上の出力まで復帰	・電圧低下継続時間0.3秒以下 ・電圧復帰後1.0秒以内に電圧低下前の出力の80%以上の出力まで復帰	・ｽﾃｯﾌﾟ状に+1.0Hz,3ｻｲｸﾙ間継続 ・ﾗﾝﾌﾟ上の±2Hz/s (周波数上限)61.8Hz (周波数下限)57.0Hz
三相	太陽光		高圧三相に準ずる	高圧三相に準ずる	高圧三相に準ずる	高圧三相に準ずる
	蓄電池					
	燃料電池					
	ガスエンジン					
	風力		・電圧低下継続時間0.3秒以下 ・電圧復帰後1.0秒以内に電圧低下前の出力の80%以上の出力まで復帰	・電圧低下継続時間0.3秒以下 ・電圧復帰後1.0秒以内に電圧低下前の出力の80%以上の出力まで復帰	・電圧低下継続時間0.3秒以下 ・電圧復帰後1.0秒以内に電圧低下前の出力の80%以上の出力まで復帰	・ｽﾃｯﾌﾟ状に+1.0Hz,3ｻｲｸﾙ間継続 ・ﾗﾝﾌﾟ上の±2Hz/s (周波数上限)61.8Hz (周波数下限)57.0Hz

※発電機能を備えたガスエンジン（空調を主目的としたもの）を除きます。

ＦＲＴ要件のイメージ（太陽光発電設備を例に記載）

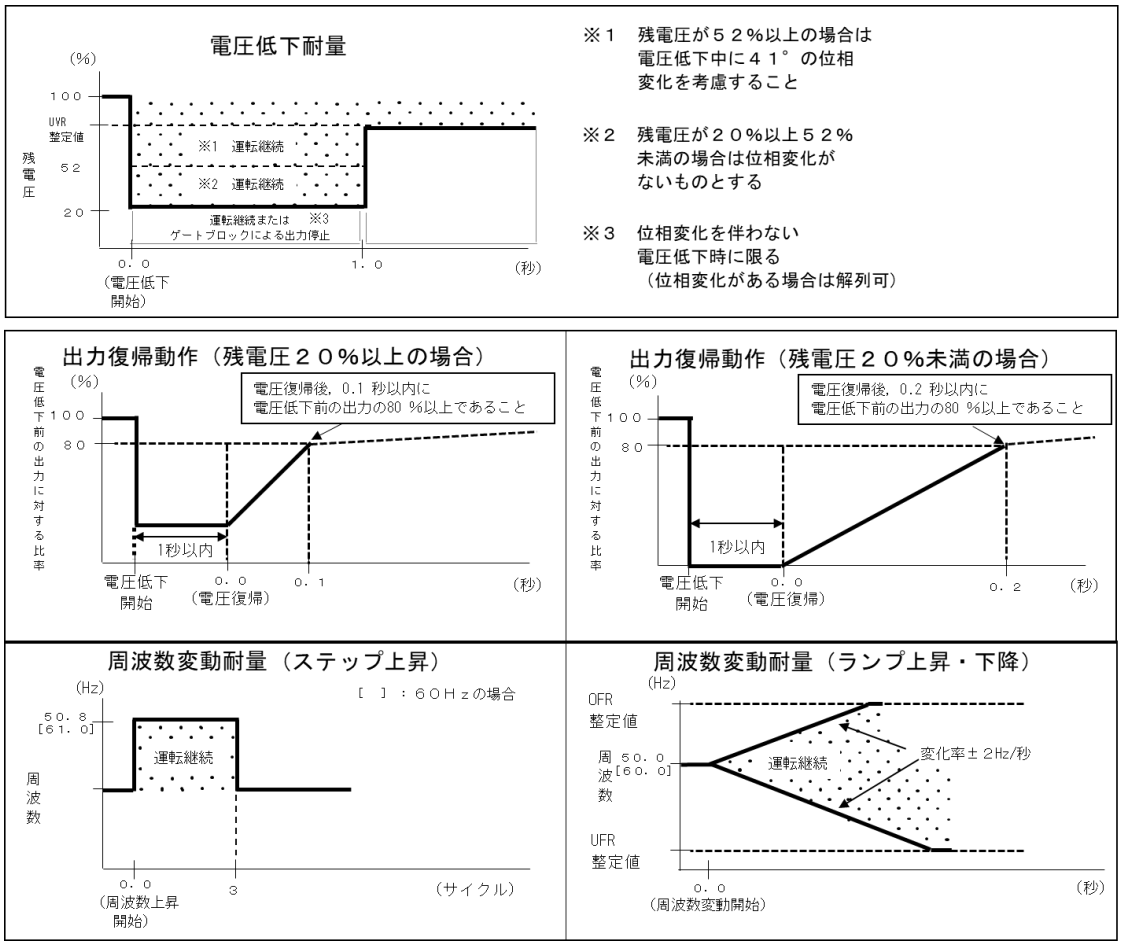

８　保護装置の設置場所

保護リレーは，受電地点または故障の検出が可能な場所に設置していただきます。

９　保護リレーの設置相数

保護リレーの設置相数は次のとおりとしていただきます。

(1) 過電圧リレーは，単相２線式においては１相，単相３線式および３相３線式については２相（単相３線式では中性線と両電圧線間）に設置すること。

(2) 不足電圧リレーおよび短絡方向リレーは，単相２線式においては１相，単相３線式においては２相（中性線と両電圧線間），３相３線式については３相に設置すること。

(3) 周波数上昇リレー，周波数低下リレーおよび逆電力リレーは，単相２線式，単相３線式および３相３線式については１相に設置すること。

(4) 逆充電検出の場合は，次のとおりとすること。

イ　不足電力リレーは，単相２線式においては１相，単相３線式においては２相（中性線と両電圧線間），３相３線式については３相に設置すること。なお，３相３線式では単相負荷がなければ３相電力の合計とすることができるものといたします。

ロ　不足電圧リレーは，単相２線式においては１相，単相３線式および３相３線式については２相（単相３線式では中性線と両電圧線間）に設置すること。

10　保護装置の設置

(1) 発電設備等故障対策

発電設備等故障時の系統保護のため，次に示す保護リレーを設置していただきます。

ただし，発電設備等自体の保護装置により検出できる場合は，省略することができるものといたします。

イ　発電設備等の発電電圧が異常に上昇した場合にこれを検出し，時限をもって解列するための過電圧リレーを設置すること。

ロ　発電設備等の発電電圧が異常に低下した場合にこれを検出し，時限をもって解列するための不足電圧リレーを設置すること。

(2) 系統側短絡事故対策

連系する系統における短絡事故時の保護のため，次に示す保護リレーを設置していただきます。

イ　同期発電機の場合は，連系する系統における短絡事故を検出し，発電設備を解列するための短絡方向リレーを設置すること。ただし，発電設備の故障対策用不足電圧リレー，または過電流リレーにより，連系する系統の短絡事故が検出できる場合は，これで代用することができるものといたします。

ロ　誘導発電機，二次励磁発電機または逆変換装置を用いた発電設備等の場合は，連系する系統の短絡事故時に発電設備等の電圧低下を検出し，発電設備等を解列するための不足電圧リレーを設置すること。

(3) 高低圧混触事故対策

連系する系統の高低圧混触事故を検出し，発電設備等を解列するための受動的方式等の単独運転検出機能を有する装置等を設置していただきます。

(4) 単独運転防止対策

単独運転防止のため，過電圧リレー，不足電圧リレー，周波数上昇リレー，周

波数低下リレーおよび次のすべての条件を満たす受動的方式と能動的方式を組み合わせた単独運転検出機能を有する装置を設置していただきます。なお，単独運転検出機能の整定値例は系統連系規程によるものといたします。

イ　連系する系統のインピーダンスや負荷状況等を考慮し，確実に単独運転を検出できること。

ロ　頻繁な不要解列を生じさせないこと。

ハ　能動信号は，系統への影響が実態上問題とならないこと。

11　解列箇所

保護装置が動作した場合の解列箇所は，原則として系統から発電設備等を解列することができる次のいずれかの箇所としていただきます。なお，当社から解列箇所を指定させていただく場合があります。

(1) 機械的な解列箇所２箇所

(2) 機械的な解列箇所１箇所と逆変換装置のゲートブロック

(3) 発電設備等連絡用しゃ断器

12　発電機運転制御装置の付加

(1) 周波数調整のための機能

イ　出力低下防止機能

火力発電設備およびコージェネレーション設備（ガスタービン・ガスエンジンを採用したコージェネレーション設備を除きます。）は，周波数５８．８ヘルツまでは発電機出力を低下しない，周波数５８．８ヘルツを下回る場合は，１．２ヘルツ低下する毎に５パーセント以内の出力低下に抑える，または，一度出力低下しても回復する機能もしくは装置を具備していただきます。

なお，周波数変動に鋭敏な負荷設備や，構内設備（発電用所内電源を除きます。）への電源供給維持のため，自立運転に移行する必要がある自家用発電設備等については，対策内容を協議させていただきます。

13　接地方式

接地方式は，連系する系統に適合した方式としていただきます。

14　直流流出防止変圧器の設置

逆変換装置を用いて発電設備等を連系する場合は，逆変換装置から直流が系統へ流出することを防止するため，受電地点と逆変換装置との間に変圧器（単巻変圧器を除きます。）を設置していただきます。なお，設置する変圧器は，直流流出防止専用である必要はありません。

ただし，次のすべての条件に適合する場合は，変圧器の設置を省略することができるものといたします。

(1) 逆変換装置の交流出力側で直流を検出し，交流出力を停止する機能を有すること。

(2) 逆変換装置の直流回路が非接地であること，または逆変換装置に高周波変圧器を用いていること。

15　電圧変動

(1) 常時電圧変動対策

連系する系統における低圧需要家の電圧を適正値（標準電圧１００ボルトに対しては１０１±６ボルト，標準電圧２００ボルトに対しては２０２±２０ボルトといたします。）以内に維持する必要があります。なお，電圧規制点は構内負荷機器への影響を考慮し，原則として受電点といたします。ただし，系統側の電圧が電圧上限値に近い場合，発電設備等からの逆潮流の制限により発電電力量が低下する場合は，当該発電設備等設置者以外の低圧需要家への供給電圧が適正値を逸脱するおそれがないことを条件として，電圧規制点を引込柱といたします。発電設備等の逆潮流により低圧需要家の電圧が適正値を逸脱するおそれがあるときは，進相無効電力制御機能または出力制御機能により自動的に電圧を調整する対策を行なっていただきます。なお，これにより対応できない場合は，配電線増強等の対策を行ないます。

また，発電設備等のパワーコンディショナーは逆潮流による電圧上昇を抑制する対策として，次に示す対策を行っていただきます。

イ　発電設備等のパワーコンディショナーに，適正電圧範囲内で常に一定の力率（８０～１００パーセント[１パーセント刻み]）で進相運転を行う機能（力率一定制御）を有するものを用いること。

ロ　太陽光発電設備（複数直流入力の発電設備を含みます。）については，現時点における標準的な力率値　９５パーセントに設定すること。ただし，連系点の潮

流が順潮流状態の時は，力率を１００パーセントに制御してもよい。

なお，高圧配電線等の系統状況により個別に力率値を指定する場合には，力率値を変更していただきます。

(2) 瞬時電圧変動対策

発電設備等の並解列時の瞬時電圧変動は常時電圧の１０パーセント以内とし，次に示す対策を行なっていただきます。

イ　自励式の逆変換装置を用いた発電設備等の場合は，自動的に同期する機能を有するものを用いること。

ロ　他励式の逆変換装置を用いた発電設備等の場合で，並列時の瞬時電圧低下により系統の電圧が常時電圧から１０パーセントをこえて逸脱するおそれがあるときには，限流リアクトル等を設置すること。

ハ　同期発電機の場合は，制動巻線付きのもの（制動巻線を有しているものと同等以上の乱調防止効果を有する制動巻線付きでない同期発電機を含みます。）とするとともに自動同期検定装置を設置すること。

ニ　二次励磁制御巻線形誘導発電機の場合は，自動同期検定機能を有するものを用いること。

ホ　誘導発電機の場合で，並列時の瞬時電圧低下により系統の電圧が常時電圧から１０パーセントをこえて逸脱するおそれがあるときは，限流リアクトル等を設置すること。なお，これにより対応できない場合には，同期発電機を用いる等の対策を行なっていただきます。

ヘ　発電設備等の出力変動や頻繁な並解列が問題となる場合は，出力変動の抑制や並解列の頻度を低減する対策を行なうこと。

(3) 電圧フリッカ対策

発電設備等を設置する場合は，発電設備等の頻繁な並解列や出力変動，単独運転検出機能（能動的方式）による電圧フリッカにより適正値を逸脱するおそれがあるときは，次に示す電圧フリッカ対策等を行なっていただきます。なお，電圧フリッカ対策要否の判定基準例は，受電地点における電圧フリッカレベル（ΔＶ１０）を０．４５ボルト以下（当該設備のみの場合は，０．２３ボルト以下）に維持することといたします。

イ　風力発電設備等の頻繁な並解列により電圧フリッカが適正値を逸脱するおそれがあるときには，静止型無効電力補償装置（以下「ＳＶＣ」といいます。）の設置やサイリスタ等によるソフトスタート機能を有する装置の設置，配電線の

太線化等による系統インピーダンスの低減等の対策を行なうこと。なお，これにより対応できない場合には，配電線の増強等を行なうか，専用線による連系とすること。

ロ　風力発電設備等の出力変動により電圧フリッカが適正値を逸脱するおそれがあるときには，ＳＶＣの設置や配電線の太線化等による系統インピーダンスの低減等の対策を行なうこと。なお，これにより対応できない場合には，配電線の増強等を行なうか，専用線による連系とすること。

ハ　単独運転検出機能（能動的方式）による電圧フリッカにより適正値を逸脱するおそれがあるとき（新型能動的方式を具備する場合等）は，発生する電圧フリッカの電圧変動周期にかかわらず無効電力発振の予兆を検出して無効電力の注入を一時的に停止する機能を有する装置の設置等の対策を行なうこと。

また，単独運転検出機能（能動的方式）による電圧フリッカにより，系統運用に支障が発生した場合または発生するおそれがある場合には，発電設備等設置者は当社と協議のうえ，単独運転検出に影響のない範囲で，周波数フィードバックゲインや無効電力の注入量の上下限値の変更等により，配電線に注入する無効電力の注入量を低減する等の対策を講じること。なお，ソフトウェア改修不可等で対応できない場合については，機器取替や対応時期等を含めて個別協議とすること。

16　短絡容量

発電設備等の連系により系統の短絡容量が他者のしゃ断器のしゃ断容量等を上回るおそれがある場合は，短絡電流を制限する装置（限流リアクトル等）を設置していただきます。

17　過電流引き外し素子を有するしゃ断器の設置

単相３線式の電気方式に連系する場合であって，負荷の不平衡と発電設備等の逆潮流により中性線に負荷線以上の過電流が生じるおそれがあるときは，需要設備および発電設備等の並列点よりも系統側に，３極に過電流引き外し素子を有するしゃ断器を設置していただきます。

18　発電設備等の種類

逆潮流ありの連系とすることができる発電設備等は，逆変換装置を用いた発電設

備等に限ります。ただし，逆変換装置を用いない場合でも，逆変換装置を用いた連系の場合と同等の単独運転検出および解列ができ，他の需要家へ影響を及ぼすおそれがない場合に限り，逆潮流ありの連系とすることができます。

19　発電機諸元

当社の求めに応じて，次の諸元を提出していただきます。（第３者認証機関発行の認証証明書による提供も可能といたします。）なお，必要に応じて，記載されていない諸元等，最新の諸元等を提供していただくことがあります。

電源種	設備	諸元
共通	発電プラント	定格（定格容量，定格出力，台数，定格電圧）
		力率（定格，運転可能範囲）
		単線結線図，系統並解列箇所
	構内設備	高調波発生機器と高調波対策資料
		電圧フリッカの発生源と対策設備資料
	保護装置	設置要素
		設置場所
		設置相数
		解列箇所
		整定範囲
		整定値
		シーケンスブロック
逆変換装置	発電プラント制御装置	メーカ，型式
		単独運転検出方式，整定値
		逆変換装置の容量
		ＦＲＴ要件の適用有無
風力	発電プラント制御装置	蓄電池，ウィンドファームコントローラの有無
蓄電池	発電プラント	蓄電容量

20　サイバーセキュリティ対策

自家用電気工作物（発電事業の用に供するものおよび小規模事業用電気工作物を

除きます。）に係る遠隔監視システムおよび制御システムは，「自家用電気工作物に係るサイバーセキュリティの確保に関するガイドライン」に準拠した対策を講じていただきます。

上記以外の発電設備等については，サイバー攻撃による発電設備等の異常動作を防止し，または発電設備等がサイバー攻撃を受けた場合にすみやかな異常の除去，影響範囲の局限化等を行なうために次のとおり，適切なサイバーセキュリティ対策を講じていただきます。

(1) 外部ネットワークや他ネットワークを通じた発電設備等の制御に係るシステムへの影響を最小化するための対策を講じること。

(2) 発電設備等の制御に係るシステムには，マルウェアの侵入防止対策を講じること。

(3) 発電者と当社との間で迅速かつ的確な情報連絡を行い，すみやかに必要な措置を講じる必要があるため，発電設備等に関し，セキュリティ管理責任者を設置するとともに，氏名および一般加入電話番号，または携帯電話番号を通知すること。

第３章　需要設備の連系に必要な技術要件（低圧）

１　電気方式

需要設備の電気方式は，連系する系統の電気方式（交流単相２線式・単相３線式・３相３線式・３相４線式）と同一としていただきます。

２　力率

需要場所において，電灯または小型機器を使用する供給地点の力率は，原則として９０パーセント以上，その他の機器を使用する供給地点については８５パーセント以上に保持していただきます。

また，進相用コンデンサを取り付ける場合は，それぞれの電気機器毎に取り付けていただきます。ただし，やむをえない事情によって，２以上の電気機器に対して一括して取り付ける場合は，進相用コンデンサの開放により，軽負荷時の力率が進み力率とならないようにしていただきます。

なお，進相用コンンデンサは，託送供給等約款別表 13（進相用コンデンサ取付容量基準）を基準として取り付けていただきます。

３　高調波

需要設備を設置する場合には，需要設備（フィルタ，補機類を含みます。）からの高調波流出電流を，総合電流歪み率５パーセント以下に抑制していただきます。

４　保護装置の設置

需要者は，次の原因で他者の電気の使用を妨害し，もしくは妨害するおそれがある場合，または当社もしくは他の電気事業者の電気工作物に支障を及ぼし，もしくは支障を及ぼすおそれがある場合には，必要な調整装置または保護装置を需要場所に施設していただく等の対策を講じていただきます。

(1) 負荷の特性によって各相間の負荷が著しく平衡を欠く場合

(2) 負荷の特性によって電圧または周波数が著しく変動する場合

(3) 負荷の特性によって波形に著しいひずみを生ずる場合

(4) 著しい高周波または高調波を発生する場合

(5) その他(1)，(2)，(3)または(4)に準ずる場合

第４章　発電設備等の連系に必要な技術要件（高圧）

１　電気方式

発電設備等の電気方式は，最大使用電力に比べ発電設備等の容量が非常に小さく，相間の不平衡による影響が実態上問題とならない場合を除き，連系する系統の電気方式（交流３相３線式）と同一としていただきます。

２　運転可能周波数・並列時許容周波数

(1) 運転可能周波数

発電設備等の連続運転可能周波数および運転可能周波数は，原則として次のとおりとしていただきます。

連続運転可能周波数：５８．２ヘルツをこえ６１．０ヘルツ以下
運転可能周波数　　：５７．０ヘルツ以上６１．８ヘルツ以下

なお，周波数低下時の運転継続時間は，５８．２ヘルツでは１０分程度以上，５７．６ヘルツでは１分程度以上としていただきます。また，周波数低下リレーの整定値は，原則としてＦＲＴ要件の適用を受ける発電設備等の検出レベルは５７．０ヘルツ，それ以外は５８．２ヘルツとし，検出時限は自動再閉路時間と協調が取れる範囲の最大値としていただきます。（協調が取れる範囲の最大値：２秒）

ただし，逆変換装置を用いた発電設備等でＦＲＴ要件非適用の設備については，これによりません。

(2) 並列時許容周波数

系統周波数を適正値に維持する必要があるため，並列時の周波数は並列時許容周波数以内としていただきます。なお，並列時許容周波数は，標準周波数 ＋０．１ヘルツ以下（設定可能範囲：標準周波数＋０．１～＋１．０ヘルツ）といたします。ただし，離島等系統固有の事由等により個別に協議させていただく場合があります。

３　力率

発電者の受電地点における力率は，連系する系統の電圧を適切に維持するため，原則として系統側からみて遅れ力率８５パーセント以上とするとともに，進み力率とならないようにしていただきます。なお，電圧上昇を防止する上でやむをえない

場合には，受電地点の力率を系統側からみて遅れ力率８０パーセントまで制御することができるものといたします。

４　高調波

逆変換装置（二次励磁発電機の系統側変換装置を含みます。）を用いた発電設備等を設置する場合は，逆変換装置本体（フィルターを含みます。）の高調波流出電流を総合電流歪率５パーセント，各次電流歪率３パーセント以下としていただきます。なお，その他の高調波発生機器を用いた電気設備を設置する場合には，「第５章 需要設備の連系に必要な技術要件（高圧）３ 高調波」に準じた対策を実施していただきます。

５　需給バランス制約による発電設備等の出力の抑制

逆潮流のある発電設備等のうち，太陽光発電設備および風力発電設備ならびに蓄電池には，当社の求めに応じて，当社からの遠隔制御により０パーセントから１００パーセントの範囲（１パーセント刻み）で出力（自家消費分を除くことも可能といたします。）の抑制ができる機能を有する逆変換装置やその他必要な設備を設置する等の対策を実施していただきます。なお，ウィンドファームとしての運用がない風力発電所やウィンドファームコントローラがない風力発電所については，技術的制約を踏まえ個別協議といたします。

また，逆潮流のある発電設備等のうち，火力発電設備およびバイオマス発電設備（ただし，再生可能エネルギー特別措置法施行規則に定める地域資源バイオマス発電設備であって，燃料貯蔵や技術に由来する制約等により出力の抑制が困難なものを除きます。）は，発電出力を技術的に合理的な範囲で最大限抑制し，その最低出力を発電端の定格出力に対して，火力発電設備（混焼バイオマス発電設備を含みます。）については多くとも３０パーセント以下，バイオマス発電設備については多くとも５０パーセント以下に抑制するために必要な機能を具備していただきます。ただし，発電出力の抑制は，停止による対応も可能といたします。なお，自家消費を主な目的とした発電設備等については，個別の事情を踏まえ，対策の内容を協議させていただきます。実証設備の実証期間中の扱いについては， 技術的制約を踏まえ個別に協議させていただき，実証期間終了後は，再協議させていただきます。

６　送電容量制約による発電設備等の出力の抑制

逆潮流のある発電設備等には，当社の求めに応じて，当社からの遠隔制御により，

送電容量制約による出力の抑制ができる機能を有する装置やその他必要な装置を設置する等の対策を実施していただきます。

7　不要解列の防止

(1) 保護協調

発電設備等の故障または系統の事故時に，事故の除去，事故範囲の局限化等を行なうため，次の考え方にもとづいて，保護協調を図ることを目的に適正な保護装置を設置していただきます。なお，構内設備の故障に対しては，「第５章 需要設備の連系に必要な技術要件（高圧）４ 保護協調」に準じた対策を実施していただきます。

イ　発電設備等の異常および故障に対しては，確実に検出・除去し，連系する系統に事故を波及させないため，発電設備等を即時に解列すること。

ロ　連系する系統の事故に対しては，迅速かつ確実に，発電設備等が解列すること。

ハ　上位系統事故時等，連系する系統の電源が喪失した場合にも発電設備等が高速に解列し，一般需要家を含むいかなる部分系統においても単独運転が生じないこと。

ニ　事故時の再閉路時に，発電設備等が連系する系統から確実に解列されていること。

ホ　連系する系統以外の事故時には，発電設備等は解列しないこと。

(2) 事故時運転継続

系統事故による広範囲の瞬時電圧低下や周波数変動等により，発電設備等の一斉解列や出力低下継続等が発生し，系統全体の電圧・周波数維持に大きな影響を与えることを防止するため，発電設備等の種別毎に定められるＦＲＴ要件を満たしていただきます。なお，満たすべきＦＲＴ要件は次のとおりといたします。

発電設備等		電圧低下			周波数変動（運転継続）
		三相短絡を想定		二相短絡を想定	
		残電圧 20%以上（運転継続）	残電圧 20%未満（運転継続またはｹﾞｰﾄﾌﾞﾛｯｸ）	残電圧 52%以上・位相変化 41 度以下（運転継続）	60Hz 系統
単相	太陽光	低圧単相に準ずる	低圧単相に準ずる	低圧単相に準ずる	低圧単相に準ずる
	風力				
	蓄電池				
	燃料電池				
	ガスエンジン				
三相	太陽光	・電圧低下継続時間 0.3 秒以下 ・電圧復帰後 0.1 秒以内に電圧低下前の出力の 80%以上の出力まで復帰	・電圧低下継続時間 0.3 秒以下 ・電圧復帰後 0.2 秒以内に電圧低下前の出力の 80%以上の出力まで復帰	・電圧低下継続時間 0.3 秒以下 ・電圧復帰後 0.1 秒以内に電圧低下前の出力の 80%以上の出力まで復帰	・ｽﾃｯﾌﾟ状に+1.0Hz，3 ｻｲｸﾙ間継続 ・ﾗﾝﾌﾟ上の±2Hz/s (周波数上限)61.8Hz (周波数下限)57.0Hz
	風力	残電圧 0%・継続時間 0.15 秒と残電圧 90%・継続時間 1.5 秒を結ぶ直線以上の残電圧がある電圧低下に対しては運転を継続し，電圧復帰後 1.0 秒以内に電圧低下前の出力の 80%以上の出力まで復帰			・ｽﾃｯﾌﾟ状に+1.0Hz，3 ｻｲｸﾙ間継続 ・ﾗﾝﾌﾟ上の±2Hz/s (周波数上限)61.8Hz (周波数下限)57.0Hz
	蓄電池	・電圧低下継続時間 0.3 秒以下 ・電圧復帰後 0.1 秒以内に電圧低下前の出力の 80%以上の出力まで復帰（RPR が設置される場合は出力電力特性と RPR の協調を図るため，0.4 秒以内の復帰としてもよい。）	・電圧低下継続時間 0.3 秒以下 ・電圧復帰後 1.0 秒以内に電圧低下前の出力の 80%以上の出力まで復帰	・電圧低下継続時間 0.3 秒以下 ・電圧復帰後 0.1 秒以内に電圧低下前の出力の 80%以上の出力まで復帰（RPR が設置される場合は出力電力特性と RPR の協調を図るため，0.4 秒以内の復帰としてもよい。）	・ｽﾃｯﾌﾟ状に+1.0Hz，3 ｻｲｸﾙ間継続 ・ﾗﾝﾌﾟ上の±2Hz/s (周波数上限)61.8Hz (周波数下限)57.0Hz
	燃料電池※	・電圧低下継続時間 0.3 秒以下 ・電圧復帰後 1.0 秒以内に電圧低下前の出力の 80%以上の出力まで復帰	・電圧低下継続時間 0.3 秒以下 ・電圧復帰後 1.0 秒以内に電圧低下前の出力の 80%以上の出力まで復帰	・電圧低下継続時間 0.3 秒以下 ・電圧復帰後 1.0 秒以内に電圧低下前の出力の 80%以上の出力まで復帰	・ｽﾃｯﾌﾟ状に+1.0Hz，3 ｻｲｸﾙ間継続 ・ﾗﾝﾌﾟ上の±2Hz/s (周波数上限)61.8Hz (周波数下限)57.0Hz
	ガスエンジン（単機出力 35kW 以下）	・電圧低下継続時間 0.3 秒以下 ・電圧復帰後 1.0 秒以内に電圧低下前の出力の 80%以上の出力まで復帰	・電圧低下継続時間 0.3 秒以下 ・電圧復帰後 1.0 秒以内に電圧低下前の出力の 80%以上の出力まで復帰	・電圧低下継続時間 0.3 秒以下 ・電圧復帰後 1.0 秒以内に電圧低下前の出力の 80%以上の出力まで復帰	・ｽﾃｯﾌﾟ状に+1.0Hz，3 ｻｲｸﾙ間継続 ・ﾗﾝﾌﾟ上の±2Hz/s (周波数上限)61.8Hz (周波数下限)57.0Hz

※燃料電池にマイクロガスタービンを組み合わせた発電設備は除きます。

ＦＲＴ要件のイメージ（太陽光発電設備を例に記載）

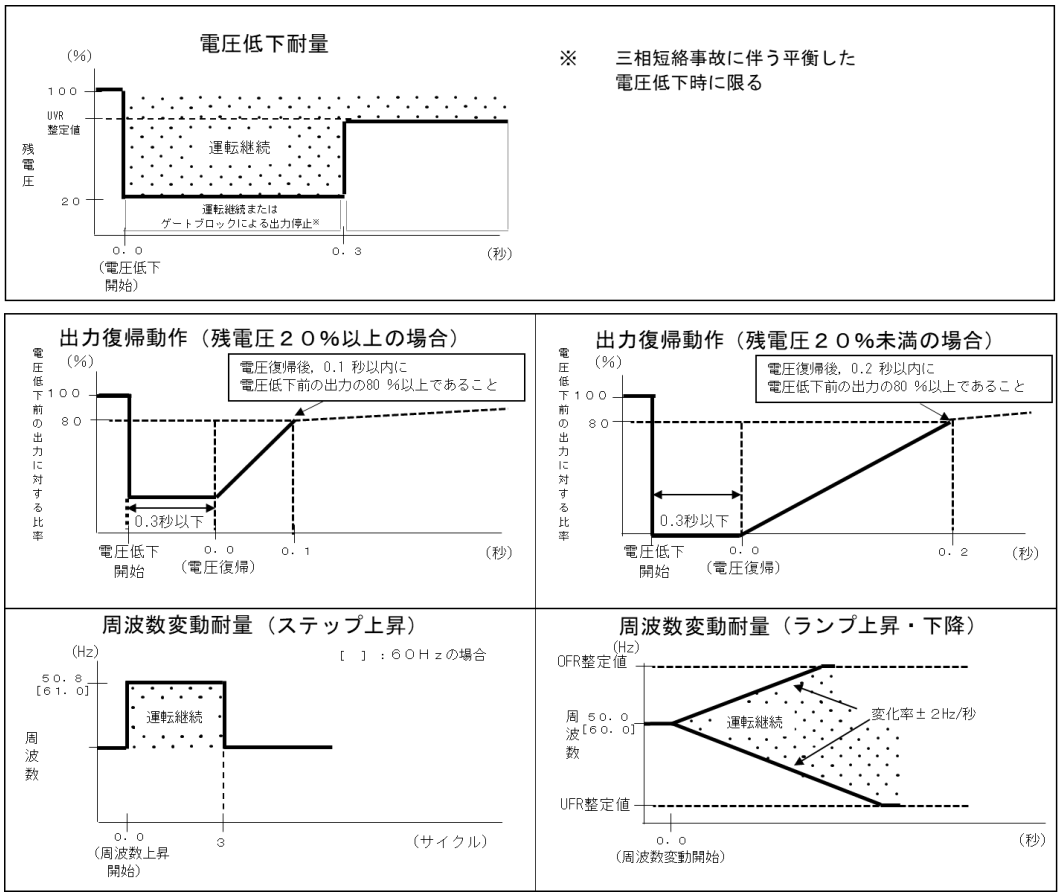

８　保護装置の設置場所

保護リレーは，受電地点または故障の検出が可能な場所に設置していただきます。

９　保護リレーの設置相数

保護リレーの設置相数は次のとおりとしていただきます。

(1) 地絡過電圧リレーは零相回路に設置すること。

(2) 過電圧リレー，周波数低下リレー，周波数上昇リレーおよび逆電力リレーは，１相設置すること。

(3) 短絡方向リレーは，３相設置とすること。ただし，連系する系統と協調を図ることができる場合は，２相設置とすることができるものといたします。

(4) 不足電圧リレーは，３相設置とすること。ただし，短絡方向リレーと協調を図ることができる場合は，１相設置とすることができるものといたします。

(5) 不足電力リレーは，２相設置すること。

10　保護装置の設置

(1) 発電設備等故障対策

発電設備等故障時の系統保護のため，次に示す保護リレーを設置していただきます。ただし，発電設備等自体の保護装置により検出できる場合は，省略することができるものといたします。

イ　発電設備等の発電電圧が異常に上昇した場合にこれを検出し，時限をもって解列するための過電圧リレーを設置すること。

ロ　発電設備等の発電電圧が異常に低下した場合にこれを検出し，時限をもって解列するための不足電圧リレーを設置すること。

(2) 系統側短絡事故対策

連系する系統における短絡事故時の保護のため，次に示す保護リレーを設置していただきます。

イ　同期発電機の場合は，連系する系統における短絡事故を検出し，発電設備を解列するための短絡方向リレーを設置すること。

ロ　誘導発電機，二次励磁発電機および逆変換装置を用いた発電設備等の場合は，連系する系統の短絡事故時に発電設備等の電圧低下を検出し，発電設備等を解列するための不足電圧リレーを設置すること。

(3) 系統側地絡事故対策

連系する系統における地絡事故時の保護のため，地絡過電圧リレーを設置していただきます。ただし，次のいずれかを満たす場合は，地絡過電圧リレーを省略することができるものといたします。

イ　発電設備等の引出口にある地絡過電圧リレーにより系統側地絡事故が検出できる場合

ロ　逆変換装置を用いた発電設備等が構内低圧線に連系する場合であって，その出力容量が受電電力の容量に比べて極めて小さい場合

ハ　逆変換装置を用いた発電設備等が構内低圧線に連系する場合であって，その出力容量が１０キロワット以下の場合

(4) 逆潮流がある場合の単独運転防止対策

逆潮流がある場合，単独運転防止のため，発電設備等故障対策用の過電圧リレーおよび不足電圧リレーに加えて，周波数上昇リレーおよび周波数低下リレーを設置するとともに，転送しゃ断装置または次のすべての条件を満たす単独運転検出機能（能動的方式１方式以上を含みます。）を有する装置を設置していただきま

す。ただし，専用線の場合は，周波数上昇リレーを省略することができるものといたします。なお，単独運転検出機能の整定値例は系統連系規程によるものといたします。

イ　連系する系統のインピーダンスや負荷状況等を考慮し，確実に単独運転を検出することができること。

ロ　頻繁な不要解列を生じさせないこと。

ハ　能動信号は，系統への影響が実態上問題とならないこと。

(5) 逆潮流がない場合の単独運転防止対策

逆潮流がない場合，単独運転防止のため，逆電力リレーおよび周波数低下リレーを設置していただきます。ただし，専用線の場合であって，逆電力リレーまたは不足電力リレーにて単独運転を高速に検出できる場合は，周波数低下リレーを省略することができるものといたします。

また，構内低圧線に連系する発電設備等において，その出力容量が受電電力の容量に比べて極めて小さく，単独運転検出機能（受動的方式および能動的方式それぞれ１方式以上を含みます。）を有する装置により高速に単独運転を検出し，発電設備等が停止，または解列する場合は，逆電力リレーを省略することができるものといたします。なお，単独運転検出機能の整定値例は系統連系規程によるものといたします。

11　解列箇所

保護装置が動作した場合の解列箇所は，原則として系統から発電設備等を解列することができる次のいずれかの箇所としていただきます。なお，当社から解列箇所を指定させていただく場合があります。

また，解列にあたっては，発電設備等を電路から機械的に切り離すことができ，かつ，電気的にも完全な絶縁状態を保持しなければならないため，原則として半導体のみで構成された電子スイッチをしゃ断装置として適用することはできません。

(1) 受電用しゃ断器

(2) 発電設備等出力端しゃ断器またはこれと同等の機能を有する装置

(3) 発電設備等連絡用しゃ断器

(4) 母線連絡用しゃ断器

12　自動負荷制限

発電設備等の脱落時等に連系する配電線や配電用変圧器等が過負荷になるおそれがある場合は，自動的に負荷を制限する対策を行なっていただきます。

13　線路無電圧確認装置の設置

発電設備等を連系する系統の再閉路時の事故防止のため，当該系統の配電用変電所の配電線引出口に線路無電圧確認装置を設置いたします。ただし，次のいずれかを満たす場合は，線路無電圧確認装置を省略することができるものといたします。

(1) 専用線による連系であって，連系する系統の自動再閉路を必要としない場合

(2) 転送しゃ断装置および単独運転検出機能（能動的方式に限ります。）を有する装置を設置し，かつ，それぞれが別のしゃ断器により連系をしゃ断できる場合

(3) ２方式以上の単独運転検出機能（能動的方式１方式以上を含むものに限ります。）を有する装置を設置し，かつ，それぞれが別のしゃ断器により連系をしゃ断できる場合

(4) 単独運転検出機能（能動的方式に限ります。）を有する装置および整定値が発電設備等の運転中における配電線の最低負荷より小さい逆電力リレーを設置し，かつ，それぞれが別のしゃ断器により連系をしゃ断できる場合

(5) 逆潮流がない場合であり，かつ，系統との連系に係わる保護リレー，計器用変流器，計器用変圧器，しゃ断器および制御用電源配線が２系列化されており，これらが互いにバックアップ可能となっている場合。ただし，２系列目の上記装置については，次のうちいずれか１方式以上を用いて簡素化を図ることができるものといたします。

イ　保護リレーの２系列目は，不足電力リレーのみとすることができる。

ロ　計器用変流器は，不足電力リレーを計器用変流器の末端に配置した場合，１系列目と２系列目を兼用することができる。

ハ　計器用変圧器は，不足電圧リレーを計器用変圧器の末端に配置した場合，１系列目と２系列目を兼用することができる。

14　発電機運転制御装置の付加

(1) 周波数調整のための機能

イ　出力低下防止機能

火力発電設備およびコージェネレーション設備（ガスタービン・ガスエンジ

ンを採用したコージェネレーション設備を除きます。）は，周波数５８．８ヘルツまでは発電機出力を低下しない，周波数５８．８ヘルツを下回る場合は，１．２ヘルツ低下する毎に５パーセント以内の出力低下に抑える，または，一度出力低下しても回復する機能もしくは装置を具備していただきます。

なお，周波数変動に鋭敏な負荷設備や，構内設備（発電用所内電源を除きます。）への電源供給維持のため，自立運転に移行する必要がある自家用発電設備等については，対策内容を協議させていただきます。

15　接地方式

接地方式は，連系する系統に適合した方式としていただきます。

16　直流流出防止変圧器の設置

逆変換装置を用いて発電設備等を連系する場合は，逆変換装置から直流が系統へ流出することを防止するため，受電地点と逆変換装置との間に変圧器（単巻変圧器を除きます。）を設置していただきます。なお，設置する変圧器は，直流流出防止専用である必要はありません。

ただし，次のすべての条件に適合する場合は，変圧器の設置を省略することができるものといたします。

(1)　逆変換装置の交流出力側で直流を検出し，交流出力を停止する機能を有すること。

(2)　逆変換装置の直流回路が非接地であること，または逆変換装置に高周波変圧器を用いていること。

17　電圧変動

(1) 常時電圧変動対策

連系する系統における低圧需要家の電圧を適正値（標準電圧１００ボルトに対しては１０１±６ボルト，標準電圧２００ボルトに対しては２０２±２０ボルトといたします。）以内に維持する必要があるため，発電設備等の解列による電圧低下や逆潮流による系統の電圧上昇等により適正値を逸脱するおそれがあるときは，次に示す電圧変動対策を行なっていただきます。なお，これにより対応できない場合には，配電線新設による負荷分割等の配電線増強や専用線による連系を行なう等の対策を行ないます。

イ　発電設備等の脱落等により低圧需要家の電圧が適正値を逸脱するおそれがあるときには，自動的に負荷を制限する。または，適正な電圧が維持できる範囲まで自動的に負荷を制限する自動負荷遮断装置を設置すること。

ロ　発電設備等の逆潮流により低圧需要家の電圧が適正値を逸脱するおそれがあるときには，自動的に電圧を調整すること。

また，受電点および発電端の力率は，協議により決定することとするが，高圧配電線等の系統状況により個別に力率値を指定する場合には，力率値を変更すること。

この自動電圧調整の手段としては，逆潮流電力の大きさや発電設備等の形式により，以下の４方式等から選択することとなる。

(ｲ) 発電設備等を一定の遅相で運転して，一定値以上の逆潮流が発生するときに力率改善用コンデンサ（一般には開放）で受電点の力率を所定力率に調整すること。

(ﾛ) 発電設備等を一定の進相で運転して，一定値以上の逆潮流が発生するときに力率改善用コンデンサで受電点の力率を所定力率に調整すること。

(ﾊ) 一定値以上の逆潮流が発生するときに，力率改善用コンデンサを一定値まで減じ，かつ発電設備等の無効電力出力を制御して受電点の力率を所定力率に調整すること。ただし，発電設備等の無効電力出力が限界値となる場合には，有効電力を減ずることで電圧上昇の抑制をするとともに受電点の力率を所定力率に調整すること。

(ﾆ) パワーコンディショナーの力率一定制御（８０～１００パーセント[１パーセント刻み]で進相または遅相運転）またはＳＶＣの制御等により，受電点の力率を所定力率に調整すること。

(2) 瞬時電圧変動対策

発電設備等の並解列時の瞬時電圧変動は常時電圧の１０パーセント以内とし，次に示す対策を行なっていただきます。

イ　同期発電機の場合は，制動巻線付きのもの（制動巻線を有しているものと同等以上の乱調防止効果を有する制動巻線付きでない同期発電機を含みます。）とするとともに自動同期検定装置を設置すること。

ロ　二次励磁制御巻線形誘導発電機の場合は，自動同期検定機能を有するものを用いること。

ハ　誘導発電機の場合で，並列時の瞬時電圧低下により系統の電圧が常時電圧か

ら１０パーセントをこえて逸脱するおそれがあるときは，限流リアクトル等を設置すること。なお，これにより対応できない場合には，同期発電機を用いる等の対策を行なっていただきます。

ニ　自励式の逆変換装置を用いた発電設備等の場合は，自動的に同期する機能を有するものを用いること。

ホ　他励式の逆変換装置を用いた発電設備等の場合で，並列時の瞬時電圧低下により系統の電圧が常時電圧から１０パーセントをこえて逸脱するおそれがあるときは，限流リアクトル等を設置すること。

ヘ　発電設備等の出力変動や頻繁な並解列が問題となる場合は，出力変動の抑制や並解列の頻度を低減する対策を行なうこと。

ト　連系用変圧器加圧時の励磁突入電流による瞬時電圧低下により，系統の電圧が常時電圧から１０パーセントをこえて逸脱するおそれがあるときは，その抑制対策を実施すること。

(3) 電圧フリッカ対策

発電設備等を設置する場合は，発電設備等の頻繁な並解列や出力変動，単独運転検出機能（能動的方式）による電圧フリッカにより適正値を逸脱するおそれがあるときは，次に示す電圧フリッカ対策等を行なっていただきます。なお，電圧フリッカ対策要否の判定基準例は，受電地点における電圧フリッカレベル（ΔＶ１０）を０．４５ボルト以下（当該設備のみの場合は，０．２３ボルト以下）に維持することといたします。

イ　風力発電設備等の頻繁な並解列により電圧フリッカが適正値を逸脱するおそれがあるときには，ＳＶＣの設置やサイリスタ等によるソフトスタート機能を有する装置の設置，配電線の太線化等による系統インピーダンスの低減等の対策を行なうこと。なお，これにより対応できない場合には，配電線の増強等を行なうか，専用線による連系とすること。

ロ　風力発電設備等の出力変動により電圧フリッカが適正値を逸脱するおそれがあるときには，ＳＶＣの設置や配電線の太線化等による系統インピーダンスの低減等の対策を行なうこと。なお，これにより対応できない場合には，配電線の増強等を行なうか，専用線による連系とすること。

ハ　単独運転検出機能（能動的方式）による電圧フリッカにより適正値を逸脱するおそれがあるときは，系統や当該発電設備等設置者以外の者への悪影響がない範囲の能動信号の変動量や正帰還ゲインの大きさとすること。また，連系当

初は許容できる範囲の能動信号であっても，将来の系統状況の変化や発電設備等の連系量増加等によって，配電線に注入する無効電力の注入量が過剰となり，連系当初は発振しない発電設備等も含め無効電力が発振し電圧フリッカが発生することがあるため，能動信号の変動量や正帰還ゲインの大きさを変更できる機構としておくこと。

また，単独運転検出機能（能動的方式）による電圧フリッカにより，系統運用に支障が発生した場合または発生するおそれがある場合には，発電設備等設置者は当社と協議のうえ，単独運転検出に影響の無い範囲で，能動信号の変動量や正帰還ゲインの大きさの変更等により，配電線に注入する無効電力の注入量を低減する等の対策を講じること。なお，ソフトウェア改修不可等で対応できない場合については，機器取替や対応時期等を含めて個別協議とすること。

18　短絡容量

発電設備等の連系により系統の短絡容量が他者のしゃ断器のしゃ断容量等を上回るおそれがある場合は，短絡電流を制限する装置（限流リアクトル等）を設置していただきます。

19　発電機定数・諸元

発電機並列時の短絡電流抑制対策等の面から，発電機定数を当社から指定させていただく場合があります。

また，当社の求めに応じて，次の諸元を提出していただきます。（第３者認証機関発行の認証証明書による提供も可能といたします。）なお，必要に応じて，記載されていない諸元等，最新の諸元等を提供していただくことがあります。

電源種	設備	諸元
共通	発電プラント	定格（定格容量，定格出力，台数，定格電圧）
		最低出力
		所内負荷（定格，最低）
		力率（定格，運転可能範囲）
		運転可能周波数の範囲
		単線結線図，系統並解列箇所
	構内設備	自家消費電力の最大値，最小値
		総合負荷力率
		高調波発生機器と高調波対策資料
		電圧フリッカの発生源と対策設備資料
	受電用変圧器，連系用変圧器	定格（定格容量，定格電圧）
		インピーダンス（変圧器定格容量ベース）
		制御方式，整定値
	調相設備	定格（容量，台数）
	しゃ断器	定格（しゃ断電流，しゃ断時間）
		自動同期検定装置の有無
	保護装置	設置要素
		設置場所
		設置相数
		解列箇所
		整定範囲
		整定値
		ＣＴ比，ＶＴ比
		シーケンスブロック
誘導機	発電プラント	拘束リアクタンス
		限流リアクトル容量
同期機	発電プラント	各種内部リアクタンス
		各種短絡時定数・開路時定数
		慣性定数（発電機＋タービン）
		制動巻線の有無

電源種	設備	諸元
	制御装置	ガバナ系ブロック（調定率，ＧＦ幅，ＣＶ，ＩＣＶモデルを含む）
		励磁系ブロック（ＡＶＲ，ＰＳＳ）
		ＦＲＴ要件の適用有無
逆変換装置	発電プラント制御装置	メーカ，型式
		単独運転検出方式，整定値
		逆変換装置の容量
		通電電流制限値
		ＦＲＴ要件の適用有無
風力	発電プラント制御装置	発電機の出力特性
		出力変動対策の方法
		蓄電池，ウィンドファームコントローラの有無
蓄電池	発電プラント	蓄電容量
二次励磁機	発電プラント	拘束リアクタンス

20　昇圧用変圧器

短絡電流抑制対策や発電機並列時の電圧低下対策等の面から，昇圧用変圧器のインピーダンス等を当社から指定させていただく場合があります。また，電圧タップ値等を指定させていただく場合があります。

21　連絡体制

発電者の構内事故および系統側の事故等により，連系用しゃ断器が動作した場合等（サイバー攻撃により設備異常が発生し，または発生するおそれがある場合を含みます。）には，当社と発電者との間で迅速かつ的確な情報連絡を行ない，すみやかに必要な措置を講ずる必要があります。このため，発電者の技術員駐在箇所等と当社との間には，保安通信用電話設備を設置していただきます。ただし，保安通信用電話設備は次のうちいずれかを用いることができるものといたします。

(1) 専用保安通信用電話設備

(2) 電気通信事業者の専用回線電話

(3) 次の条件をすべて満たす場合においては，一般加入電話または携帯電話

イ　発電者側の交換機を介さず直接技術員との通話が可能な方式（交換機を介する代表番号方式ではなく，直接技術員駐在箇所へつながる単番方式）とし，発電設備等の保守監視場所に常時設置されていること。

ロ　話中の場合に割り込みが可能な方式（キャッチホン等）であること。

ハ　停電時においても通話可能なものであること。

ニ　災害時等において当社と連絡が取れない場合には，当社との連絡が取れるまでの間，発電設備等の解列または運転を停止すること。また，保安規程上明記されていること。

22　バンク逆潮流の制限

配電用変電所のバンクにおいて逆潮流が発生すると，電力品質面および保護協調面で問題が生じるおそれがあることから，原則として逆潮流が生じないよう発電者で発電または放電出力を抑制していただきます。ただし，配電用変電所に保護装置等を設置することにより，電力品質面および保護協調面で問題が生じないよう対策を行なう場合は，この限りではありません。

23　サイバーセキュリティ対策

事業用電気工作物（発電事業の用に供するものに限ります。）は，電気事業法にもとづき，「電力制御システムセキュリティガイドライン」に準拠した対策を講じていただきます。

自家用電気工作物（発電事業の用に供するものおよび小規模事業用電気工作物を除きます。）に係る遠隔監視システムおよび制御システムは，「自家用電気工作物に係るサイバーセキュリティの確保に関するガイドライン」に準拠した対策を講じていただきます。

上記以外の発電設備等については，サイバー攻撃による発電設備等の異常動作を防止し，または発電設備等がサイバー攻撃を受けた場合にすみやかな異常の除去，影響範囲の局限化等を行なうために次のとおり，適切なサイバーセキュリティ対策を講じていただきます。

(1)　外部ネットワークや他ネットワークを通じた発電設備等の制御に係るシステムへの影響を最小化するための対策を講じること。

(2)　発電設備等の制御に係るシステムには，マルウェアの侵入防止対策を講じること。

(3) 発電設備等に関し，セキュリティ管理責任者を設置すること。

第５章　需要設備の連系に必要な技術要件（高圧）

１　電気方式

需要設備の電気方式は，連系する系統の電気方式（交流３相３線式）と同一としていただきます。

２　力率

供給地点における力率を，原則として８５パーセント以上とするとともに，進み力率にならないようにしていただきます。

また，系統運用上必要がある場合には，進相用コンデンサの開放をお願いすることがあります。

３　高調波

高調波発生機器を用いた電気設備を使用することにより，系統に高調波電流を流出する場合は，その高調波電流を抑制するため，次の要件にしたがっていただきます。

(1) 対象となる需要者および適用時期

イ　対象となる需要者は，次のいずれかに該当する需要者（以下「対象者」といいます。）といたします。

(ｲ)　６，６００ボルトの系統から受電する需要者であって，その施設する高調波発生機器の種類毎の高調波発生率を考慮した容量（以下「等価容量」といいます。）の合計が５０キロボルトアンペアをこえる需要者

(ﾛ)　２２，０００ボルトの系統から受電する需要者であって，等価容量の合計が３００キロボルトアンペアをこえる需要者

ロ　イの等価容量を算出する場合に対象とする高調波発生機器は，３００ボルト以下の商用電源系統に接続して使用する定格電流２０アンペア／相以下の電気・電子機器以外の機器といたします。

ハ　対象者が，ロに該当する高調波発生機器を新設，増設または更新する場合等に適用いたします。なお，ロに該当する高調波発生機器を新設，増設または更新する等によって対象者に該当することになる場合においても適用いたします。

(2) 高調波流出電流の算出

対象者から系統に流出する高調波流出電流の算出は次によるものといたします。

イ　高調波流出電流は，高調波発生機器毎の定格運転状態において発生する高調波電流を合計し，これに高調波発生機器の最大稼働率を乗じたものとする。

ロ　高調波流出電流は，高調波の次数毎に合計するものとする。

ハ　対象とする高調波の次数は，４０次以下とする。

ニ　対象者の構内に高調波流出電流を低減する設備がある場合は，その低減効果を考慮することができるものとする。

(3) 高調波流出電流の上限値

対象者から系統に流出する高調波流出電流の許容される上限値は，高調波の次数毎に，次表に示す需要者の契約電力１キロワット当たりの高調波流出電流の上限値に当該需要者の契約電力（キロワット単位といたします。）を乗じた値といたします。

(4) 高調波流出電流の抑制対策の実施

対象者は，(2)の高調波流出電流が(3)の高調波流出電流の上限値をこえる場合には，高調波流出電流を高調波流出電流の上限値以下となるよう必要な対策を講じていただきます。

契約電力１キロワット当たりの高調波流出電流上限値

（単位：ミリアンペア）

受電電圧(ボルト)	5次	7次	11次	13次	17次	19次	23次	23次超過
6,600	3.5	2.5	1.6	1.3	1.0	0.90	0.76	0.70
22,000	1.8	1.3	0.82	0.69	0.53	0.47	0.39	0.36

４　保護協調

構内設備の異常または故障に対しては，その影響を接続された系統へ波及させないため，構内設備を当該系統からしゃ断していただきます。

５　電圧変動

受電用変圧器加圧時の励磁突入電流による瞬時電圧低下により，系統の電圧が常時電圧から１０パーセントを超えて逸脱するおそれがあるときは，その抑制対策を実施していただきます。

６　サイバーセキュリティ対策

自家用電気工作物（発電事業の用に供するものおよび小規模事業用電気工作物を除きます。）に係る遠隔監視システムおよび制御システムは，「自家用電気工作物に係るサイバーセキュリティの確保に関するガイドライン」に準拠した対策を講じていただきます。

第６章　発電設備等の連系に必要な技術要件（特別高圧）

１　電気方式

発電設備等の電気方式は，最大使用電力に比べ発電設備等の容量が非常に小さく，相間の不平衡による影響が実態上問題とならない場合を除き，連系する系統の電気方式（交流３相３線式）と同一としていただきます。

２　運転可能周波数・並列時許容周波数

(1) 運転可能周波数

発電設備等の連続運転可能周波数および運転可能周波数は，原則として次のとおりとしていただきます。

連続運転可能周波数：５８．２ヘルツをこえ６１．０ヘルツ以下
運転可能周波数　　：５７．０ヘルツ以上６１．８ヘルツ以下

なお，周波数低下時の運転継続時間は，５８．２ヘルツでは１０分程度以上，５７．６ヘルツでは１分程度以上としていただきます。

また，周波数低下リレーの整定値は，原則として検出レベルを５７．０ヘルツ，検出時限を自動再閉路時間と協調が取れる範囲の最大値としていただきます。（協調が取れる範囲の最大値：２秒以上）

(2) 並列時許容周波数

系統周波数を適正値に維持する必要があるため，並列時の周波数は並列時許容周波数以内としていただきます。なお，並列時許容周波数は，標準周波数 ＋０．１ヘルツ以下（設定可能範囲：標準周波数＋０．１～＋１．０ヘルツ）といたします。ただし，離島等系統固有の事由等により個別に協議させていただく場合があります。

３　力率

発電者の受電地点における力率は，連系する系統の電圧を適切に維持できるように定めるものとし，必要な場合は当社からの求めに応じて，力率を変更できるものとしていただきます。発電設備等の安定に運転できる範囲は，原則として発電設備等側からみて遅れ力率９０パーセントから進み力率９５パーセントとしていただきます。

また，逆潮流がない場合は，原則として受電地点における力率を系統側からみて遅れ力率８５パーセント以上とするとともに，系統側からみて進み力率にならないようにしていただきます。

なお，受電地点の力率，電圧あるいは無効電力の調整スケジュール等について別途協議させていただく場合があります。

４　高調波

逆変換装置（二次励磁発電機の系統側変換装置を含みます。）を用いた発電設備等を設置する場合は，逆変換装置本体（フィルターを含みます。）の高調波流出電流を総合電流歪率５パーセント，各次電流歪率３パーセント以下としていただきます。なお，その他の高調波発生機器を用いた電気設備を設置する場合には，「第７章 需要設備の連系に必要な技術要件（特別高圧）３ 高調波」に準じた対策を実施していただきます。

５　需給バランス制約による発電設備等の出力の抑制

逆潮流のある発電設備等のうち，太陽光発電設備および風力発電設備ならびに蓄電池には，当社の求めに応じて，当社からの遠隔制御により０パーセントから１００パーセントの範囲（１パーセント刻み）で出力（自家消費分を除くことも可能といたします。）の抑制ができる機能を有する逆変換装置やその他必要な設備を設置する等の対策を実施していただきます。なお，ウィンドファームとしての運用がない風力発電所やウィンドファームコントローラがない風力発電所については，技術的制約を踏まえ個別協議といたします。

また，逆潮流のある発電設備等のうち，火力発電設備およびバイオマス発電設備（ただし，再生可能エネルギー特別措置法施行規則に定める地域資源バイオマス発電設備であって，燃料貯蔵や技術に由来する制約等により出力の抑制が困難なものを除きます。）は，発電出力を技術的に合理的な範囲で最大限抑制し，その最低出力を発電端の定格出力に対して，火力発電設備（混焼バイオマス発電設備を含みます。）については多くとも３０パーセント以下，バイオマス発電設備については多くとも５０パーセント以下に抑制するために必要な機能を具備していただきます。ただし，発電出力の抑制は，停止による対応も可能といたします。なお，自家消費を主な目的とした発電設備等については，個別の事情を踏まえ，対策の内容を協議させていただきます。実証設備の実証期間中の扱いについては，技術的制約を踏まえ個別に

協議させていただき，実証期間終了後は，再協議させていただきます。

６　送電容量制約による発電設備等の出力の抑制

逆潮流のある発電設備等には，当社の求めに応じて，当社からの遠隔制御により，送電容量制約による出力の抑制ができる機能を有する装置やその他必要な装置を設置する等の対策を実施していただきます。

７　不要解列の防止

(1) 保護協調

発電設備等の故障または系統の事故時に，事故の除去，事故範囲の局限化，系統運用の安定・公衆保安の確保等を行なうため，次の考え方にもとづき保護協調を図っていただきます。なお，構内設備の故障に対しては，「第７章 需要設備の連系に必要な技術要件（特別高圧）４ 保護協調」に準じた対策を実施していただきます。

イ　発電設備等の異常および故障に対しては，この影響を連系する系統へ波及させないため，発電設備等を当該系統から解列すること。

ロ　連系する系統に事故が発生した場合は，原則として当該系統から発電設備等を解列すること。ただし，再閉路方式によっては，解列が不要な場合もあります。

ハ　上位系統事故，連系する系統の事故等により当該系統の電源が喪失した場合であって単独運転が認められない場合には，発電設備等が解列し単独運転が生じないこと。

ニ　連系する系統における事故後再閉路時に，原則として発電設備等が当該系統から解列されていること。

ホ　連系する系統以外の事故時には，原則として発電設備等は解列しないこと。

ヘ　連系する系統から発電設備等が解列する場合には，逆電力リレー，不足電力リレー等による解列を，自動再閉路時間より短い時限かつ過渡的な電力変動による当該発電設備等の不要なしゃ断を回避できる時限で行なうこと。

(2) 事故時運転継続

系統事故による広範囲の瞬時電圧低下や周波数変動等により，発電設備等の一斉解列や出力低下継続等が発生し，系統全体の電圧・周波数維持に大きな影響を与えることを防止するため，発電設備等の種別毎に定められるＦＲＴ要件を満た

していただきます。なお，満たすべきＦＲＴ要件は次のとおりといたします。

発電設備等		電圧低下			周波数変動（運転継続）
		三相短絡を想定		二相短絡を想定	
		残電圧 20%以上（運転継続）	残電圧 20%未満（運転継続またはｹﾞｰﾄﾌﾞﾛｯｸ）	残電圧 52%以上・位相変化 41 度以下（運転継続）	60Hz 系統
単相	太陽光	低圧単相に準ずる	低圧単相に準ずる	低圧単相に準ずる	低圧単相に準ずる
	風力				
	蓄電池				
	燃料電池				
	ガスエンジン				
三相	太陽光	高圧三相に準ずる	高圧三相に準ずる	高圧三相に準ずる	高圧三相に準ずる
	風力				
	蓄電池				
	燃料電池				
	ガスエンジン				

(3) 電圧・周波数変動による不要解列の防止

作業停止や需要増加等に伴い，電圧・周波数変動が継続する状況においても，発電設備等の不要解列による系統電圧・周波数維持への影響を防止するため，次の端子電圧および周波数変動範囲においては，発電設備等を連続運転し，発電設備等の保護装置等による解列を行わないものとしていただきます。

同期発電機，誘導発電機

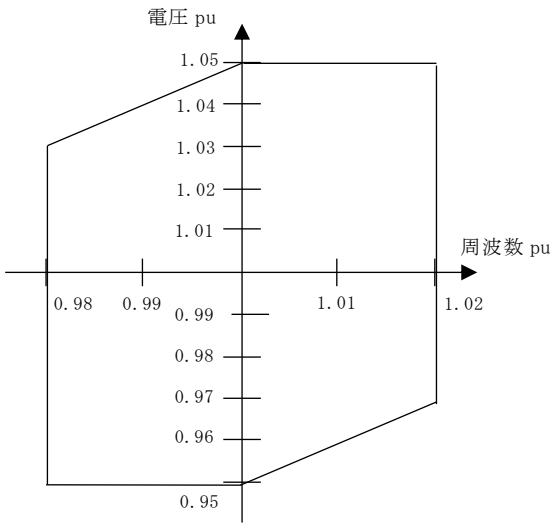

逆変換装置

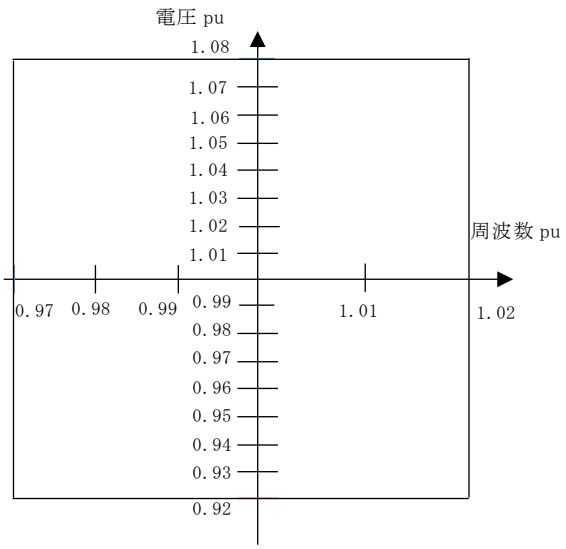

また，これを超える端子電圧および周波数変動においても，設備に支障がない範囲で運転を継続していただきます。ただし，周波数変動範囲に対しては，「第６章 発電設備等の連系に必要な技術要件（特別高圧） ２ 運転可能周波数・並列時許容周波数(1) 運転可能周波数」に準じた対策を実施していただきます。

なお，電圧・周波数変動に鋭敏な需要設備または構内設備（発電用所内電源を除きます。）への電源供給維持のため，自立運転に移行する必要がある自家用発電設備等については，対策内容を協議させていただきます。

８ 保護装置の設置

(1) 発電設備等故障対策

発電設備等故障時の系統保護のため，過電圧リレーおよび不足電圧リレーを設置していただきます。ただし，発電設備等自体の保護装置により検出・保護できる場合は，省略することができるものといたします。

(2) 系統側事故対策

イ 短絡保護

系統の短絡事故時の保護のため，次の保護リレーを設置していただきます。

なお，必要に応じて連系する系統と同じ方式の保護リレーを設置していただきます。

(ｲ) 同期発電機を用いる場合

連系する系統の短絡事故を検出し，発電設備を解列することのできる短絡

方向リレーを設置すること。なお，当該リレーが有効に機能しない場合は，短絡方向距離リレーまたは電流差動リレーを設置していただきます。

(ﾛ) 誘導発電機，二次励磁発電機または逆変換装置を用いる場合

連系する系統の短絡事故時に発電電圧の異常低下を検出し，発電設備等を解列することのできる不足電圧リレーを設置すること。なお，この不足電圧リレーは発電設備等事故対策用の不足電圧リレーと兼用することができるものといたします。

ロ　地絡保護

系統の地絡事故時の保護のため，次の保護リレーを設置していただきます。

なお，必要に応じて連系する系統と同じ方式の保護リレーを設置していただきます。

(ｲ) 中性点直接接地方式の系統に連系する場合は，電流差動リレーを設置していただきます。

(ﾛ) 中性点直接接地方式以外の系統に連系する場合は，地絡過電圧リレーを設置していただきます。当該リレーが有効に機能しない場合は，地絡方向リレーまたは電流差動リレーを設置していただきます。ただし，次のいずれかを満たす場合は，地絡過電圧リレーを省略することができるものといたします。

a　発電機引出口にある地絡過電圧リレーにより連系する系統の地絡事故を検出できる場合

b　発電設備等の出力が構内の負荷より小さく，周波数低下リレーにより高速に単独運転を検出し，解列することができる場合

c　逆電力リレー，不足電力リレーまたは受動的方式の単独運転防止機能を有する装置により高速に単独運転を検出し，解列することができる場合

なお，連系当初は地絡過電圧リレーを省略可能な場合であっても，その後構内の負荷状況の変更や電力系統の変更等によって，地絡過電圧リレーの省略要件を満たさなくなった場合は，発電者，発電設備等を系統連系する需要者の責任において，地絡過電圧リレーを設置していただきます。

(3) 単独運転防止対策

イ　逆潮流がある場合

適正な電圧・周波数を逸脱した単独運転を防止するため，周波数上昇リレーおよび周波数低下リレーまたは転送しゃ断装置を設置していただきます。また，周波数上昇リレーおよび周波数低下リレーは，単独運転状態になった場合に系

統電圧が定格電圧の４０パーセント程度まで低下したとしても周波数を検出可能なものとしていただきます。ただし，上記特性を有しないときは，単独運転状態になった場合に系統等に影響を与えるまでに低下した系統電圧を検出可能な不足電圧リレーと組み合わせて補完しながら使用していただきます。なお，必要により周波数上昇リレーおよび周波数低下リレーに加えて転送しゃ断装置を設置していただく場合があります。

また，単独系統を復旧（本系統へ再並列）するにあたり，系統電源と当該発電設備等の周波数，電圧および位相差が合致しない場合には，当社からの指令を受け，当該発電設備等をすみやかに単独系統から解列していただきます。

ロ　逆潮流がない場合

単独運転防止のため，周波数上昇リレーおよび周波数低下リレーを設置していただきます。ただし，発電設備等の出力容量が系統の負荷と均衡する場合であって，周波数上昇リレーまたは周波数低下リレーにより検出・保護できないおそれがあるときは，逆電力リレーを設置していただきます。

(4) 事故波及防止対策

発電機が脱調したときの事故波及を防止するため，脱調分離リレーを必要により設置していただく場合があります。

(5) 構内設備故障対策

構内設備故障対策として「第７章　需要設備の連系に必要な技術要件（特別高圧）５ 保護装置の設置」に準じた対策を実施していただきます。

(6) 事故除去時間

中性点直接接地系統においては，同期安定度確保，瞬時電圧低下の影響，電磁誘導障害対策面で高速な事故除去が求められるため，連系点および同一電圧階級設備のしゃ断器，保護リレーの動作時間を次のとおりとしていただきます。

しゃ断器：２サイクル以内

保護リレー（短絡・地絡事故除去用）：２サイクル以内

なお，上記を基本とし，中性点直接接地系統以外を含め，系統固有の事由等により個別に協議させていただく場合があります。

(7) その他

イ　連系する系統と同じ保護方式の保護リレーを設置する場合の主な短絡・地絡保護は次のとおりといたします。この場合，当社が採用するリレーと同じ仕様で設置していただきます。

電圧階級（ﾎﾞﾙﾄ）	系統の保護方式	短絡保護		地絡保護				系列数
				中性点接地方式				
				直接接地方式		抵抗接地方式		
		主保護	後備保護	主保護	後備保護	主保護	後備保護	
500,000 275,000	電流差動ﾘﾚｰ方式	電流差動ﾘﾚｰ	短絡方向距離ﾘﾚｰ	電流差動ﾘﾚｰ	地絡方向距離ﾘﾚｰ			2系列
154,000	電流差動ﾘﾚｰ方式	電流差動ﾘﾚｰ	短絡方向距離ﾘﾚｰ			電流差動ﾘﾚｰ	地絡方向ﾘﾚｰ	1系列
	方向比較ﾘﾚｰ方式	方向比較ﾘﾚｰ	短絡方向距離ﾘﾚｰ			方向比較ﾘﾚｰ	地絡方向ﾘﾚｰ	1系列
77,000 66,000	電流差動ﾘﾚｰ方式	電流差動ﾘﾚｰ	短絡方向距離ﾘﾚｰ			電流差動ﾘﾚｰ	地絡方向ﾘﾚｰ	1系列

ロ　連系する系統との保護協調を考慮し，当社設備のしゃ断器と同等のしゃ断時間としていただきます。

9　再閉路方式

自動再閉路を実施している送電線へ連系する場合で，自動再閉路方式を採用する場合は，連系送電線の再閉路方式と協調を図っていただき，必要な設備を設置していただきます。

10　保護装置の設置場所

保護リレーは，受電地点または故障の検出が可能な場所に設置していただきます。

11　解列箇所

保護装置が動作した場合の解列箇所は，原則として系統から発電設備等を解列することができる次のいずれかの箇所としていただきます。なお，当社から解列箇所を指定させていただく場合があります。

また，解列にあたっては，発電設備等を電路から機械的に切り離すことができ，かつ，電気的にも完全な絶縁状態を保持しなければならないため，原則として半導体のみで構成された電子スイッチをしゃ断装置として適用することはできません。

(1) 受電用しゃ断器

(2) 発電設備等出力端しゃ断器

(3) 発電設備等連絡用しゃ断器

(4) 母線連絡用しゃ断器

12 保護リレーの設置相数

保護リレーの設置相数は次のとおりとしていただきます。

(1) 地絡過電圧リレー，地絡方向リレー，地絡検出用電流差動リレーおよび地絡検出用回線選択リレーは零相回路に設置すること。

(2) 過電圧リレー，周波数低下リレー，周波数上昇リレーおよび逆電力リレーは１相設置とすること。

(3) 不足電力リレーは２相設置とすること。

(4) 短絡方向リレー，不足電圧リレー，短絡検出・地絡検出兼用電流差動リレー，短絡検出用電流差動リレー，短絡方向距離リレー，短絡検出用回線選択リレーおよび地絡方向距離リレーは３相設置とすること。

13 自動負荷制限・発電抑制

(1) 発電設備等の脱落時等に主として連系する送電線および変圧器等が過負荷になるおそれがある場合は，自動的に負荷を制限する対策を行なっていただきます。

また，系統事故等により他の送電線および変圧器等が過負荷になるおそれがある場合，または系統の安定度や周波数等が維持できないおそれがある場合には，自動で発電抑制もしくは発電しゃ断，または発電増出力（揚水しゃ断および蓄電池の充電停止を含みます。）を行なっていただくことがあります。

なお，この場合，発電場所に必要な装置を設置していただきます。

ただし，出力変動緩和対策として設置していただく蓄電池については，充電を停止することにより，出力変動緩和の機能を喪失することになるため，本要件の適用範囲外といたします。

(2) あらかじめ当社が指定した送電線１回線，変圧器１台，その他の電力設備の単一故障の発生時に保護装置により行なわれるすみやかな発電抑制または発電しゃ断（以下「Ｎ－１電制」といいます。）を実施することで，運用容量を拡大することが効率的な設備形成に資すると当社が判断した場合，Ｎ－１電制を実施するために発電設備等に設置する制御装置等（以下「Ｎ－１電制装置」といいます。）を設置することが適当であると判断した発電設備等を指定して，当該発電設備等を維持および運用する発電者または新規に送電系統への連系を行なう発電者に対して，Ｎ－１電制装置の設置を求めることがあります。この場合，正当な理由がな

い限り，発電場所へのＮ－１電制装置の設置およびその他Ｎ－１電制の実施に必要な対応をしていただきます。

14　線路無電圧確認装置の設置

発電設備等を連系する変電所の引出口に線路無電圧確認装置が設置されていない場合には，再閉路時の事故防止のため，発電設備等を連系する変電所の引出口に線路無電圧確認装置を設置いたします。

ただし，逆潮流がない場合であって，電力系統との連系に係る保護リレー，計器用変流器，計器用変圧器，しゃ断器および制御用電源配線が相互予備となるように２系列化されている場合は，線路無電圧確認装置を省略することができるものといたします。また，この場合，次のいずれかにより簡素化を図ることができるものとします。

(1)　２系列の保護リレーのうちの１系列は，不足電力リレーのみとすることができる。

(2)　計器用変流器は，不足電力リレーを計器用変流器の末端に配置する場合，１系列目と２系列目を兼用することができる。

(3)　計器用変圧器は，不足電圧リレーを計器用変圧器の末端に配置する場合，１系列目と２系列目を兼用することができる。

15　発電機運転制御装置の付加

(1) 系統安定化，潮流制御のための機能

系統安定化，潮流制御等の理由により運転制御が必要な場合には，次の機能を具備した運転制御装置を設置していただきます。なお，設置については個別に協議させていただきます。

イ　電圧・無効電力制御

ロ　周波数上昇時の発電しゃ断装置

ハ　過負荷解消制御装置

ニ　系統安定化装置（ＰＳＳ：Power System Stabilizer）

ホ　その他必要な装置

(2) 周波数調整のための機能

火力発電設備，混焼バイオマス発電設備（地域資源バイオマス発電設備を除きます。）および揚水発電設備（発電方向）については，次の周波数調整機能を具備

していただきます。なお，その他の発電設備等については，個別に協議させていただきます。

イ　火力発電設備および混焼バイオマス発電設備（地域資源バイオマス発電設備を除く）

(ｲ) ガバナフリー運転

タービンの調速機（ガバナ）を系統周波数の変動に応じて発電機出力を変化させるように運転（ガバナフリー運転）する機能を具備すること。

(ﾛ) ＬＦＣ（Load Frequency Control：負荷周波数制御）機能

当社からのＬＦＣ信号に追従し，発電機出力を変動させる機能を具備すること。

(ﾊ) 周波数変動補償機能

標準周波数±０．２ヘルツをこえた場合，系統の周波数変動により，ガバナで調整した出力を発電所の自動出力制御装置が，出力指令値に引き戻すことがないように，ガバナによる出力変動相当を出力指令値に加算する機能を具備すること。

(ﾆ) ＥＤＣ（Economic load Dispatching Control：経済負荷配分制御）機能

当社からの出力指令値に発電機出力を自動追従制御する機能を具備すること。

(ﾎ) 出力低下防止機能

火力発電設備およびコージェネレーション設備（ガスタービン・ガスエンジンを採用した定格出力が６０メガワット未満のコージェネレーション設備を除きます。）は，周波数５８．８ヘルツまでは発電機出力を低下しない，周波数５８．８ヘルツを下回る場合は，１．２ヘルツ低下する毎に５パーセント以内の出力低下に抑える，または，一度出力低下しても回復する機能もしくは装置を具備すること。

なお，周波数変動に鋭敏な負荷設備や，構内設備（発電用所内電源を除きます。）への電源供給維持のため，自立運転に移行する必要がある自家用発電設備等については，対策内容を協議させていただきます。

具体的な発電設備の性能は，次のとおりといたします。ただし，系統の電源構成の状況等，必要に応じて別途協議を行なうことがあります。

	発電機定格出力	100 メガワット以上	
		GT および GTCC	その他の火力発電設備および混焼バイオマス発電設備※7
機能・仕様等	GF 調定率	５パーセント以下	５パーセント以下
	GF 幅※1	５パーセント以上 （定格出力基準）	３パーセント以上 （定格出力基準）
	GF 制御応答性	２秒以内に出力変化開始， 10 秒以内に GF 幅の出力変化完了※5	
	LFC 幅	±５パーセント以上 （定格出力基準）	±５パーセント以上 （定格出力基準）
	LFC 変化速度※2	５パーセント/分以上 （定格出力基準）	１パーセント/分以上 （定格出力基準）
	LFC 制御応答性	20 秒以内に出力変化開始※5	60 秒以内に出力変化開始※5
	EDC 変化速度※2	５パーセント/分以上 （定格出力基準）	１パーセント/分以上 （定格出力基準）
	EDC 制御応答性	20 秒以内に出力変化開始※5	60 秒以内に出力変化開始※5
	EDC+LFC 変化速度	10 パーセント/分以上 （定格出力基準）	１パーセント/分以上 （定格出力基準）
	最低出力※3※4 （定格出力基準）	30 パーセント以下※8 DSS 機能具備※6	30 パーセント以下※8

※１　ガスタービン発電設備およびガスタービンコンバインドサイクル発電設備（ＧＴおよびＧＴＣＣ）については負荷制限設定値までの上げ余裕値が定格出力の５パーセント以上，その他の発電機については定格出力の３パーセント以上を確保すること。定格出力付近等の要件を満たせない出力帯については別途協議させていただきます。

※２　定格出力付近のオーバーシュート防止や低出力帯での安定運転により要件を満たせない場合には別途協議させていただきます。

※３　気化ガス（ＢＯＧ）処理等により最低出力を満たせない場合には別途協議させていただきます。

※４　ＥＤＣ／ＬＦＣ指令で制御可能な最低出力とする。ただし，停止により対応をする発電設備の場合は，この限りではありません。

※５　記載の秒数は目安値とし，可能な限り早期に出力変化を開始し，出力変化を完了すること。

※６　日間起動停止運転（ＤＳＳ）は，発電機解列から並列まで８時間以内で可能なこと。

※７　地域資源バイオマス発電設備を除く。

※８　「第６章 発電設備等の連系に必要な技術要件（特別高圧）５ 需給バランス制約による発電設備等の出力の抑制」による。

また，周波数調整機能に必要な受信信号（ＥＤＣ・ＬＦＣ指令値）を受信する機能および必要な送信信号（現在出力，可能最大発電出力[ＧＴおよびＧＴＣＣのみ]，ＥＤＣ・ＬＦＣ使用／除外，周波数調整機能故障）を送信する機能を具備していただきます。

ロ　揚水発電設備（発電方向）

(ｲ) ガバナフリー運転

水車の調速機（ガバナ）を系統周波数の変動に応じて発電機出力を変化させるように運転（ガバナフリー運転）する機能を具備すること。

(ﾛ) ＬＦＣ（Load Frequency Control：負荷周波数制御）機能

当社からのＬＦＣ信号に追従し，発電機出力を変動させる機能を具備すること。

(ﾊ) 周波数変動補償機能

標準周波数から当社が指定する閾値を超えた場合，系統の周波数変動により，ガバナで調整した出力を発電所の自動出力制御装置が，出力指令値に引き戻すことがないように，ガバナによる出力変動相当を出力指令値に加算する機能を具備すること。ただし，同等の機能を有する場合は省略することができる。

(ﾆ) ＥＤＣ（Economic load Dispatching Control：経済負荷配分制御）機能

当社からの出力指令値に発電機出力を自動追従制御する機能を具備すること。

具体的な発電設備の性能は，次のとおりとしていただきます。ただし，系統の電源構成の状況等，必要に応じて別途協議を行うことがあります。

	発電機定格出力	10 メガワット以上
機能・仕様等	GF 調定率	５パーセント以下
	GF 幅	最低～定格出力
	GF 制御応答性	２秒以内に出力変化開始，10 秒以内に変化量を完了（定格出力の５パーセント到達にて出力変化の完了とします。）※1※2
	LFC 幅	最低～定格出力※1
	LFC 変化速度	10 パーセント/分以上（定格出力基準）
	LFC 制御応答性	10 秒以内に出力変化開始※2※3
	EDC 変化速度	10 パーセント/分以上（定格出力基準）
	EDC 制御応答性	10 秒以内に出力変化開始※2※3
	EDC+LFC 変化速度	10 パーセント/分以上（定格出力基準）

※１　水路系の影響により制約が発生する場合は別途協議させていただきます。

※２　記載の秒数は目安値とし，可能な限り早期に出力変化を開始し，出力変化を完了すること。

※３　慣性モーメントが大きい発電機は個別協議といたします。

また，周波数調整機能に必要な受信信号（ＥＤＣ・ＬＦＣ指令値，ＥＤＣ・ＬＦＣ運転指令）を受信する機能および必要な送信信号（現在出力，ＥＤＣ・ＬＦＣ使用/除外，周波数調整機能故障）を送信する機能を具備していただきます。

(3) 早期再並列のための機能

同一受電地点に連系する定格出力の合計が４００メガワット以上の火力（ＧＴＣＣ）発電設備については，送電系統の停電解消後，早期に再並列するために必要な装置を設置，または機能を具備していただきます。

(4) 電圧調整のための機能

イ　１５４，０００ボルト以上の系統に連系する発電設備等は，当社が指定する電圧，無効電力または力率に応じて運転可能な機能を具備し，有効電力に応じて出力可能な範囲で無効電力を調整できるようにしていただきます。

ロ　７７，０００ボルトまたは６６，０００ボルト以下の系統に連系する発電設備等においても，必要により，上記イと同等の機能を具備していただくことがあります。

16　中性点接地装置の付加と電磁誘導障害防止対策の実施

中性点の接地が必要な場合は，昇圧変圧器の中性点に接地装置を設置していただきます。また，中性点接地装置の設置により，当社の系統において電磁誘導障害防止対策および地中ケーブルの防護対策の強化等が必要となった場合には，適切な対策を講じていただきます。

(1)　１５４，０００ボルト以下の系統に連系する場合は，必要に応じて昇圧用変圧器の中性点に中性点接地装置（抵抗接地方式）を設置すること。

(2)　２７５，０００ボルト以上の系統に連系する場合は，昇圧用変圧器の中性点を直接接地すること。

17　直流流出防止変圧器の設置

逆変換装置を用いて発電設備等を連系する場合は，逆変換装置から直流が系統へ流出することを防止するため，受電地点と逆変換装置との間に変圧器（単巻変圧器を除きます。）を設置していただきます。なお，設置する変圧器は，直流流出防止専用である必要はありません。

ただし，次のすべての条件に適合する場合は，変圧器の設置を省略することができるものといたします。

(1)　逆変換装置の交流出力側で直流を検出し，交流出力を停止する機能を有すること。

(2)　逆変換装置の直流回路が非接地であること，または逆変換装置に高周波変圧器を用いていること。

18　電圧変動

(1) 常時電圧変動対策

発電設備等の連系による電圧変動は，常時電圧の概ね±１から２パーセント以内を適正値とし，この範囲を逸脱しないよう，自動電圧調整装置（ＡＶＲ）の設置等により，自動的に電圧を調整していただきます。

(2) 瞬時電圧変動対策

発電設備等の並解列時において，瞬時的に発生する電圧変動に対しても，常時電圧の±２パーセントを目安に適正な範囲内に瞬時電圧変動を抑制していただきます。

イ　同期発電機を用いる場合は，制動巻線付きのもの（制動巻線を有しているも

のと同等以上の乱調防止効果を有する制動巻線付きでない同期発電機を含みます。）とするとともに自動同期検定装置を設置すること。

ロ　二次励磁制御巻線型誘導発電機を用いる場合には，自動同期検定機能を有するものを用いること。

ハ　誘導発電機を用いる場合で，並列時の瞬時電圧低下により系統の電圧が常時電圧から±２パーセント程度をこえて逸脱するおそれがあるときは，限流リアクトル等を設置すること。なお，これにより対応できない場合には，同期発電機を用いる等の対策を行なっていただきます。

ニ　自励式の逆変換装置を用いる場合は，自動的に同期が取れる機能を有するものを用いること。

ホ　他励式の逆変換装置を用いる場合で，並列時の瞬時電圧低下により系統の電圧が適正値（常時電圧の２パーセントを目安といたします。）を逸脱するおそれがあるときは，限流リアクトル等を設置すること。なお，これにより対応できない場合には，自励式の逆変換装置を用いる等の対策を行なっていただきます。

ヘ　発電設備等の出力変動や頻繁な並解列による電圧変動により他者に電圧フリッカ等の影響を及ぼすおそれがあるときまたは適正値を逸脱するおそれがあるときには，次に示す電圧変動の抑制や並解列の頻度を低減する対策を行なうこと。なお，電圧フリッカ対策要否の判定基準例は，受電地点における電圧フリッカレベル（ΔＶ１０）を０．４５ボルト以下（当該設備のみの場合は，０．２３ボルト以下）に維持することといたします。

(ｲ)　風力発電設備等の頻繁な並解列により電圧フリッカが適正値を逸脱するおそれがあるときには，ＳＶＣの設置やサイリスタ等によるソフトスタート機能を有する装置を用いること。

(ﾛ)　風力発電設備等の出力変動により電圧フリッカが適正値を逸脱するおそれがあるときには，ＳＶＣ等を設置すること。

(3) その他

連系用変圧器加圧時の励磁突入電流による瞬時電圧低下により，系統の電圧が常時電圧から１０パーセントを超えて逸脱するおそれがあるときは，その抑制対策を実施していただきます。

19　出力変動対策

再生可能エネルギー発電設備を連系する場合であって，出力変動により他者に影

響を及ぼすおそれがあるときは，出力変化率制限機能の具備等の対策を行なっていただきます。

(1) 太陽光発電設備の場合

発電に必要な自然エネルギーが得られる状況において，系統周波数が上昇または低下し適正値を逸脱するおそれがある場合は，発電設備の出力を調定率に応じて，自動的に出力変化すること。

(2) 風力発電設備の場合

イ　発電に必要な自然エネルギーが得られる状況において，連系点での５分間の最大変動幅が発電所設備容量の１０パーセント以下となるよう対策を行なうこと。

なお，ウィンドファームコントローラを有しない小規模発電所については，対策を別途協議させていただきます。

ロ　高風速時にカットアウトが予想される場合は，即座に停止しないよう，ストーム制御機能を具備する等の対策を行なうこと。また，カットインが予想される場合は，徐々に出力を上昇するよう対策を行なうこと。

ハ　発電に必要な自然エネルギーが得られる状況において，系統周波数が上昇または低下し適正値を逸脱するおそれがある場合は，発電設備の出力を調定率に応じて自動的に出力変化すること。

なお，具体的な発電設備の性能は，次の範囲で当社から指定する値としていただきます。ただし，系統の電源構成の状況等，必要に応じて別途協議を行うことがあります。

	定格出力合計	10 メガワット以上 太陽光発電設備および風力発電設備
機能・仕様等	調定率	２～５パーセント
	制御応答性	２秒以内に出力変化開始，10 秒以内に変化量を完了 （出力変化量の 50 パーセント到達にて出力変化の完了とします。）
	不感帯	±0.2 ヘルツ以下
	リザーブ量 （出力変化幅）※	０～10 パーセント（定格出力基準）

※　リザーブ量は系統周波数低下時の出力増加対応として，発電出力の抑制時に使用可能なこと。

20　短絡・地絡電流対策

発電設備等の連系により系統の短絡・地絡電流が他者のしゃ断器のしゃ断容量等を上回るおそれがある場合は，短絡・地絡電流を制限する装置（限流リアクトル等）を設置していただきます。

これにより対応できない場合には，短絡容量対策について個別に検討・協議させていただきます。

21　発電機定数・諸元

連系系統，電圧階級によっては，発電機の安定運転対策や短絡・地絡電流抑制対策，慣性低下対策等の面から，発電機定数を当社から指定させていただく場合があります。

なお，標準的な発電機の過渡リアクタンス等は，次のとおりです。

発電機定数	標準的な値（火力機）
初期過渡リアクタンス（Xd”）	0.20～0.30[pu]※
過渡リアクタンス（Xd’）	0.25～0.35[pu]※
同期リアクタンス（Xd）	1.5 ～1.9 [pu]※
慣性定数（M＝2H）	6.0 ～10.0[MW・sec/MVA]
開路初期過渡時定数（Tdo”）	0.02～0.05[秒]
開路過渡時定数（Tdo’）	5.0 ～8.0 [秒]

※発電機定格容量ベース

また，当社の求めに応じて，次の諸元を提出していただきます。なお，必要に応じて，記載されていない諸元等，最新の諸元等を提供していただくことがあります。

電源種	設備	諸元
共通	発電プラント	定格容量，定格出力，台数，定格電圧
		最低出力
		所内負荷（定格，最低）
		力率（定格，運転可能範囲）
		運転可能周波数の範囲，運転継続時間
		単線結線図，系統並解列箇所
		発電プラントモデル（原動機の種類，発電機の種類）
		電気所監視制御方式
	構内設備	自家消費電力の最大値，最小値
		総合負荷力率
		電動機容量（高圧・低圧）
		電灯容量
		高調波発生機器と高調波対策資料
		電圧フリッカの発生源と対策設備資料
	受電用変圧器，連系用変圧器	定格（定格容量，定格電圧）
		インピーダンス（タップ電圧毎，変圧器定格容量ベース）
		励磁特性曲線
		制御方式，整定値
	調相設備	定格容量，台数
		制御方式，整定値
	アクセス線・構内線路	インピーダンス，アドミタンス
	しゃ断器	定格（しゃ断電流，しゃ断時間）
		自動同期検定装置の有無
	保護装置	設置要素
		仕様
		設置場所
		設置相数
		解列箇所

電源種	設備	諸元
		整定範囲
		整定値
		ＣＴ比，ＶＴ比
		シーケンスブロック
		送電線再閉路方式
	記録	電気現象記録装置
誘導機	発電プラント	拘束リアクタンス
		限流リアクトル容量
		限時リアクトルインピーダンス
		慣性定数
		定格すべり
		等価回路定数
同期機	発電プラント	各種内部リアクタンス（飽和値，不飽和値）
		各種短絡時定数・開路時定数
		慣性定数（発電機＋タービン）
		制動巻線の有無
		飽和特性
		可能出力曲線
		発電機軸モデル
		発電機プラントモデル，モデル構築に必要なプラント，制御系の各種定数（ボイラ，タービン，水車等）
		並解列所要時間（平常時，事故時）
	制御装置	ガバナ系ブロック（調定率，ＧＦ幅，ＣＶ，ＩＣＶモデルを含む）
		ＬＦＣ・発電機出力制御ブロック
		ＥＤＣ変化速度（出力毎）
		ＬＦＣ幅・変化速度（出力毎）
		出力キープタイム（出力毎，上げ下げ）
		励磁装置の形式（直流・交流・サイリスタ・他） 応答速度（超速応励磁か否か）

電源種	設備	諸元
		励磁系ブロック（ＡＶＲ，ＰＳＳ）
		ＦＲＴ要件の適用有無
		過励磁保護 59V/F ブロック
		ＯＥＬ，ＵＥＬブロック
水力	発電プラント制御装置	揚水待機・開始所要時間
		上ダム・下ダム運用可能水位
		電水比（kW/(m^3/s)）
逆変換装置	発電プラント制御装置	メーカ，型式
		単独運転検出方式，整定値
		逆変換装置の容量
		通電電流制限値
		系統事故時の力率制御時間
		三相事故時の事故電流（大きさ，供給時間）
		一，二相事故時の事故電流（大きさ，供給時間）
		ＦＲＴ要件の適用有無
		無効電力制御方式，整定値
		慣性力供給能力
太陽光	発電プラント制御装置	発電機・制御モデル，モデルの各種定数
風力	発電プラント制御装置	周波数調定率設定可能範囲，不感帯設定可能範囲
		発電機の出力特性
		出力変動対策の方法
		蓄電池，ウィンドファームコントローラの有無
		発電機・制御モデル，モデルの各種定数
蓄電池	発電プラント	蓄電容量
二次励磁機	発電プラント	拘束リアクタンス

22　昇圧用変圧器

連系系統や電圧階級によっては，短絡・地絡電流抑制対策，安定度維持対策，送電線保護リレー協調等の面から，昇圧用変圧器のインピーダンス等を当社から指定させていただく場合があります。また，無電圧タップ切替器の仕様（タップ数，電圧値，調整幅等）等を指定させていただく場合があります。

23　連絡体制

(1)　発電者の構内設備故障および系統側の事故等により，連系用しゃ断器が動作した場合等（サイバー攻撃により設備異常が発生し，または発生するおそれがある場合を含みます。）には，当社の総合制御所等と発電者との間で迅速かつ的確な情報連絡を行ない，すみやかに必要な措置を講ずる必要があります。このため，当社の総合制御所等と発電者の技術員駐在箇所等との間には，保安通信用電話設備（専用保安通信用電話設備または電気通信事業者の専用回線電話）を設置していただきます。ただし，保安通信用電話設備は，３３，０００ボルト以下の特別高圧電線路と連系する場合には，次のうちのいずれかを用いることができるものといたします。

イ　専用保安通信用電話設備

ロ　電気通信事業者の専用回線電話

ハ　次の条件を全て満たす場合においては，一般加入電話または携帯電話

(ｲ)　発電者側の交換機を介さず直接技術員との通話が可能な方式（交換機を介する代表番号方式ではなく，直接技術員駐在箇所へつながる単番方式）とし，発電設備等の保守監視場所に常時設置されていること。

(ﾛ)　話中の場合に割り込みが可能な方式（キャッチホン等）であること。

(ﾊ)　停電時においても通話可能なものであること。

(ﾆ)　災害時等において当社の総合制御所等と連絡が取れない場合には，当社の総合制御所等との連絡が取れるまでの間，発電設備等の解列または運転を停止すること。また，保安規程上明記されていること。

(2)　特別高圧電線路と連系する場合には，当社の中央給電指令所，総合制御所等と発電者との間に，系統運用上等必要な情報が相互に交換できるようスーパービジョンおよびテレメータを設置していただきます。この場合，収集する情報は，原則として次のとおりといたします。

情報種別	情報内容
スーパービジョン	発電機並列用しゃ断器の開閉状態※1
	連系用しゃ断器の開閉状態
	連系用断路器の開閉状態
	連系送電線用接地開閉器の開閉状態
	連系用しゃ断器を開放する線路保護リレーの動作状態
	引込口（受電地点）の有効電力量
	電圧・無効電力の制御モード
	下り伝送異常

情報種別	情報内容
テレメータ	発電機の有効電力
	発電機の無効電力
	連系する母線（引込口母線）の電圧
	発電機母線の電圧
	引込口（受電地点）の有効電力
	引込口（受電地点）の無効電力
	代表風車地点の風向・風速※2
	発電最大能力値※3（風力発電設備の場合）

※1　慣性把握のため，系統に慣性を供給できる同期発電機は，最小単位の発電設備１台毎に設置

※2　ナセルで計測する風向・風速

※3　運転可能な発電設備の定格出力（出力制約がある場合は可能な範囲でそれを考慮）の合計。ただし，困難な場合は運転可能な発電設備の台数

24　電気現象記録装置

発電設備等の挙動等を正確に把握するため，短い周期で時刻同期のとれた電圧，電流，電力等の計測値を連続的に記録し，当社の総合制御所等へ伝送する電気現象記録装置（自動オシロ装置，高調波監視記録装置等を含みます。）を設置していただくことがあります。

25　サイバーセキュリティ対策

事業用電気工作物（発電事業の用に供するものに限ります。）は，電気事業法にもとづき，「電力制御システムセキュリティガイドライン」に準拠した対策を講じていただきます。

自家用電気工作物（発電事業の用に供するものおよび小規模事業用電気工作物を除きます。）に係る遠隔監視システムおよび制御システムは，「自家用電気工作物に係るサイバーセキュリティの確保に関するガイドライン」に準拠した対策を講じていただきます。

上記以外の発電設備等については，サイバー攻撃による発電設備等の異常動作を防止し，または発電設備等がサイバー攻撃を受けた場合にすみやかな異常の除去，影響範囲の局限化等を行なうために次のとおり，適切なサイバーセキュリティ対策を講じていただきます。

(1)　外部ネットワークや他ネットワークを通じた発電設備等の制御に係るシステムへの影響を最小化するための対策を講じること。

(2)　発電設備等の制御に係るシステムには，マルウェアの侵入防止対策を講じること。

(3) 発電設備等に関し，セキュリティ管理責任者を設置すること。

第７章　需要設備の連系に必要な技術要件（特別高圧）

１　電気方式

需要設備の電気方式は，連系する系統の電気方式（交流３相３線式）と同一としていただきます。

２　力率

供給地点における力率を，原則として８５パーセント以上とするとともに，進み力率にならないようにしていただきます。

また，系統運用上必要がある場合には，進相用コンデンサの開放をお願いすることがあります。

３　高調波

高調波発生機器を用いた電気設備を使用することにより，系統に高調波電流を流出する場合は，その高調波電流を抑制するため，次の要件にしたがっていただきます。

(1) 対象となる需要者および適用時期

イ　対象となる需要者は，次のいずれかに該当する需要者（以下「対象者」といいます。）といたします。

(ｲ)　２２，０００ボルトまたは３３，０００ボルトの系統から受電する需要者であって，その施設する高調波発生機器の種類毎の高調波発生率を考慮した容量（以下「等価容量」といいます。）の合計が３００キロボルトアンペアをこえる需要者

(ﾛ)　６６，０００ボルト以上の系統から受電する需要者であって，等価容量の合計が２，０００キロボルトアンペアをこえる需要者

ロ　イの等価容量を算出する場合に対象とする高調波発生機器は，３００ボルト以下の商用電源系統に接続して使用する定格電流２０アンペア／相以下の電気・電子機器以外の機器といたします。

ハ　対象者が，ロに該当する高調波発生機器を新設，増設または更新する場合等に適用いたします。なお，ロに該当する高調波発生機器を新設，増設または更新する等によって，対象者に該当することになる場合においても適用いたします。

(2) 高調波流出電流の算出

対象者から系統に流出する高調波流出電流の算出は次によるものといたします。

イ　高調波流出電流は，高調波発生機器毎の定格運転状態において発生する高調波電流を合計し，これに高調波発生機器の最大稼働率を乗じたものとする。

ロ　高調波流出電流は，高調波の次数毎に合計するものとする。

ハ　対象とする高調波の次数は，40 次以下とする。

ニ　対象者の構内に高調波流出電流を低減する設備がある場合は，その低減効果を考慮することができるものとする。

(3) 高調波流出電流の上限値

対象者から系統に流出する高調波流出電流の許容される上限値は，高調波の次数毎に，次表に示す需要者の契約電力１キロワット当たりの高調波流出電流の上限値に当該需要者の契約電力（キロワット単位といたします。）を乗じた値といたします。

(4) 高調波流出電流の抑制対策の実施

対象者は，(2)の高調波流出電流が(3)の高調波流出電流の上限値をこえる場合には，高調波流出電流を高調波流出電流の上限値以下となるよう必要な対策を講じていただきます。

契約電力１キロワット当たりの高調波流出電流の上限値

（単位：ミリアンペア）

受電電圧 (ボルト)	5 次	7 次	11 次	13 次	17 次	19 次	23 次	23 次 超過
22,000	1.8	1.3	0.82	0.69	0.53	0.47	0.39	0.36
33,000	1.2	0.86	0.55	0.46	0.35	0.32	0.26	0.24
66,000	0.59	0.42	0.27	0.23	0.17	0.16	0.13	0.12
77,000	0.50	0.36	0.23	0.19	0.15	0.13	0.11	0.10
154,000	0.25	0.18	0.11	0.09	0.07	0.06	0.05	0.05
275,000	0.14	0.10	0.06	0.05	0.04	0.03	0.03	0.02

4　保護協調

構内設備の故障または系統の事故時に，事故の除去，事故範囲の局限化，系統運用の安定・公衆保安の確保等を行なうため，次の考え方にもとづき保護協調を図っていただきます。

(1) 構内設備の異常および故障に対しては，この影響を連系する系統へ波及させないため，構内設備を当該系統からしゃ断すること。

(2) 連系する系統に事故が発生した場合は，系統保護方式に応じて必要なときには，当該系統から構内設備をしゃ断すること。

(3) 連系する系統以外の事故時には，原則として構内設備はしゃ断されないこと。

5　保護装置の設置

(1) 構内設備故障対策

構内設備故障時の保護のため，過電流リレーおよび地絡過電流リレーを設置していただきます。また，系統安定度を確保する等のため必要な場合は，母線保護リレーを設置していただきます。

(2) 系統側事故対策

系統事故時の送電線保護装置が必要となる場合は，接続する系統と同一の保護装置を設置していただきます。

6　保護装置の設置場所

保護リレーは， 供給地点または故障の検出が可能な場所に設置していただきます。

7　しゃ断箇所

保護装置が動作した場合のしゃ断箇所は，系統から構内を切り離し，事故を除去することができる連系用しゃ断器といたします。ただし，母線保護リレーが動作した場合は，同一母線に接続された送電線および受電用変圧器等をすべてしゃ断していただきます。

8　保護リレーの設置相数

保護リレーの設置相数は「第６章 発電設備等の連系に必要な技術要件（特別高圧）11 保護リレーの設置相数」に準じていただきます。

９　電圧変動・電圧フリッカ・電圧不平衡

(1)　受電用変圧器加圧時の励磁突入電流による瞬時電圧低下により，系統の電圧が常時電圧から１０パーセントを超えて逸脱するおそれがあるときは，その抑制対策を実施していただきます。

(2)　需要設備にアーク炉等を含み，電圧フリッカが発生するおそれがある場合には，負荷に応じた抑制対策を実施していただきます。

(3)　大容量の単相負荷等により各相間の負荷が著しく平衡を欠く場合には，供給地点における電圧不平衡率を３パーセント以下にしていただきます。

10　連絡体制

(1)　需要者の構内設備故障および系統側の事故等により，連系用しゃ断器が動作した場合等には，当社の総合制御所等と需要者との間で迅速かつ的確な情報連絡を行ない，すみやかに必要な措置を講ずる必要があります。このため，当社の総合制御所等と需要者の技術員駐在所等との間には，保安通信用電話設備（専用保安通信用電話設備または電気通信事業者の専用回線電話）を設置していただきます。ただし，保安通信用電話設備は，３３，０００ボルト以下の特別高圧電線路と連系する場合には，次のうちのいずれかを用いることができるものといたします。

イ　専用保安通信用電話設備

ロ　電気通信事業者の専用回線電話

ハ　次の条件をすべて満たす場合においては，一般加入電話または携帯電話

(ｲ)　需要者側の交換機を介さず直接技術員との通話が可能な方式（交換機を介する代表番号方式ではなく，直接技術員駐在箇所へつながる単番方式）とし，需要者の構内設備の保守監視場所に常時設置されていること。

(ﾛ)　話中の場合に割り込みが可能な方式（キャッチホン等）であること。

(ﾊ)　停電時においても通話可能なものであること。

(ﾆ)　常用・予備線供給方式等，機器操作が極めて簡単で，系統に影響を及ぼすおそれがない方式で受電すること。

(2)　特別高圧電線路と連系する場合には，当社の中央給電指令所，総合制御所等と需要者の間に，必要に応じ，系統運用上必要な情報が相互に交換できるようスーパービジョンおよびテレメータを設置していただきます。この場合，収集する情報は原則として次のとおりといたします。

情報種別	情報内容
スーパービジョン	連系用しゃ断器の開閉状態
	連系用断路器の開閉状態
	連系送電線用接地開閉器の開閉状態
テレメータ	引込口（供給地点）の有効電力

11　サイバーセキュリティ対策

自家用電気工作物（発電事業の用に供するものおよび小規模事業用電気工作物を除きます。）に係る遠隔監視システムおよび制御システムは，「自家用電気工作物に係るサイバーセキュリティの確保に関するガイドライン」に準拠した対策を講じていただきます。

電気事業法施行規則第 19 条第２項の規定に基づく添付書類

１　変更を必要とする理由

２　託送供給等約款の変更の内容および新旧比較表

３　工事に関する費用の負担に関する算出の根拠および決定の方法に関する説明書

北陸電力送配電株式会社

１　変更を必要とする理由

変更を必要とする理由

このたび当社は、第 52 回総合資源エネルギー調査会省エネルギー・新エネルギー分科会／電力・ガス事業分科会再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会(2023 年６月 21 日開催)において、混雑緩和希望者提起による系統増強プロセス（以下「混雑緩和プロセス」といいます。）における費用負担について、系統増強を希望した発電事業者の負担を基本とした上で、混雑緩和プロセスによる系統増強が一般送配電事業者の計画している設備更新と同調できるなど、一般送配電事業者の受益と評価できる部分については、一般負担として控除する整理がなされたことおよび第 69 回広域系統整備委員会（2023 年８月９日開催）において、混雑緩和プロセスにかかる手続き、開始検討料やプロセス参加者に求める保証金について、従来の一括検討プロセスと同等に設定する整理がなされたことを踏まえ、当該内容を供給条件に反映するべく、託送供給等約款を変更することといたしました。

また、第 72 回総合資源エネルギー調査会電力・ガス事業分科会電力・ガス基本政策小委員会（2024 年３月 29 日開催）において、2025 年４月１日までに災害時の特別な措置を託送供給等約款等において規定する整理がなされたことを踏まえ、当該内容を供給条件に反映するべく、託送供給等約款を変更することといたしました。

つきましては、電気事業法第 18 条第１項の規定にもとづき、ここに託送供給等約款の変更を申請する次第であります。

２　託送供給等約款の変更の内容
および新旧比較表

託送供給等約款の変更の内容

託送供給等約款の変更につきましては、混雑緩和プロセスにおける費用負担等について整理がなされたこと、災害時の特別な措置を託送供給等約款に規定する整理がなされたことを踏まえ、必要となる変更を行なうとともに、その他の今日的見直しをいたしました。

託送供給等約款(2024.10.1 実施)	託送供給等約款(2025.4.1 実施)
託 送 供 給 等 約 款 ~~２０２４年１０月~~１日実施 	託 送 供 給 等 約 款 ２０２５年４月１日実施

託送供給等約款(2024.10.1 実施)	託送供給等約款(2025.4.1 実施)

託 送 供 給 等 約 款

目　　次

Ⅰ　総　　則 …… 1
　1　適用 …… 1
　2　託送供給等約款の~~届出~~および変更 …… 2
　3　定義 …… 2
　4　代表契約者の選任 …… 7
　5　託送供給等に係る取扱い …… 8
　6　単位および端数処理 …… 8
　7　実施細目 …… 9

Ⅱ　契約の申込み …… 10
　8　契約の要件 …… 10
　9　検討および契約の申込み …… 14
　１０　契約の成立および契約期間 …… ~~22~~
　１１　託送供給等の開始 …… 24
　１２　供給準備その他必要な手続きのための協力 …… 24
　１３　電気方式，電圧および周波数 …… 24
　１４　発電場所および需要場所 …… 26
　１５　供給および契約の単位 …… 28
　１６　承諾の限界 …… 32
　１７　契約書の作成 …… 32

Ⅲ　料　　金 …… 33
　１８　料金 …… 33
　１９　接続送電サービス …… 34
　２０　臨時接続送電サービス …… 62
　２１　予備送電サービス …… 71
　２２　系統連系受電サービス …… 73
　２３　発電量調整受電計画差対応電力 …… 78
　２４　接続対象計画差対応電力 …… 79
　２５　需要抑制量調整受電計画差対応電力 …… 80
　２６　給電指令時補給電力 …… 81

託 送 供 給 等 約 款

目　　次

Ⅰ　総　　則 …… 1
　1　適用 …… 1
　2　託送供給等約款の認可および変更 …… 2
　3　定義 …… 2
　4　代表契約者の選任 …… 7
　5　託送供給等に係る取扱い …… 8
　6　単位および端数処理 …… 8
　7　実施細目 …… 9

Ⅱ　契約の申込み …… 10
　8　契約の要件 …… 10
　9　検討および契約の申込み …… 14
　１０　契約の成立および契約期間 …… 23
　１１　託送供給等の開始 …… 24
　１２　供給準備その他必要な手続きのための協力 …… 24
　１３　電気方式，電圧および周波数 …… 24
　１４　発電場所および需要場所 …… 26
　１５　供給および契約の単位 …… 28
　１６　承諾の限界 …… 32
　１７　契約書の作成 …… 32

Ⅲ　料　　金 …… 33
　１８　料金 …… 33
　１９　接続送電サービス …… 34
　２０　臨時接続送電サービス …… 62
　２１　予備送電サービス …… 71
　２２　系統連系受電サービス …… 73
　２３　発電量調整受電計画差対応電力 …… 78
　２４　接続対象計画差対応電力 …… 79
　２５　需要抑制量調整受電計画差対応電力 …… 80
　２６　給電指令時補給電力 …… 81

託送供給等約款(2024.10.1 実施)	託送供給等約款(2025.4.1 実施)
Ⅳ　料金の算定および支払い ····· 83 ２７　料金の適用開始の時期 ····· 83 ２８　検針日 ····· 83 ２９　料金の算定期間 ····· 84 ３０　計量 ····· 85 ３１　電力および電力量の算定 ····· 86 ３２　損失率 ····· 106 ３３　料金の算定 ····· 106 ３４　支払義務の発生および支払期日 ····· 110 ３５　料金その他の支払方法 ····· 112 ３６　保証金 ····· 115 ３７　連帯責任 ····· 117 Ⅴ　供　　給 ····· 118 ３８　託送供給等の実施 ····· 118 ３９　受電および供給の中止 ····· 121 ４０　給電指令の実施等 ····· 121 ４１　適正契約の保持等 ····· ~~126~~ ４２　契約超過金 ····· ~~126~~ ４３　力率の保持 ····· ~~130~~ ４４　発電場所および需要場所への立入りによる業務の実施 ~~130~~ ４５　託送供給等にともなう協力 ····· ~~131~~ ４６　託送供給等の停止 ····· ~~132~~ ４７　託送供給等の停止の解除 ····· ~~133~~ ４８　託送供給の停止期間中の料金 ····· ~~133~~ ４９　違約金 ····· ~~134~~ ５０　損害賠償の免責 ····· ~~134~~ ５１　設備の賠償 ····· ~~135~~ Ⅵ　契約の変更および終了 ····· ~~136~~ ５２　契約の変更 ····· ~~136~~ ５３　名義の変更 ····· ~~138~~ ５４　契約の廃止 ····· ~~138~~ ５５　供給開始後の契約の廃止または変更にともなう料金および 工事費の精算 ····· ~~140~~ ５６　解約等 ····· ~~145~~ ５７　契約消滅後の債権債務関係 ····· ~~147~~	Ⅳ　料金の算定および支払い ····· 83 ２７　料金の適用開始の時期 ····· 83 ２８　検針日 ····· 83 ２９　料金の算定期間 ····· 84 ３０　計量 ····· 85 ３１　電力および電力量の算定 ····· 86 ３２　損失率 ····· 106 ３３　料金の算定 ····· 106 ３４　支払義務の発生および支払期日 ····· 110 ３５　料金その他の支払方法 ····· 112 ３６　保証金 ····· 115 ３７　連帯責任 ····· 117 Ⅴ　供　　給 ····· 118 ３８　託送供給等の実施 ····· 118 ３９　受電および供給の中止 ····· 121 ４０　給電指令の実施等 ····· 121 ４１　適正契約の保持等 ····· 124 ４２　契約超過金 ····· 125 ４３　力率の保持 ····· 128 ４４　発電場所および需要場所への立入りによる業務の実施 129 ４５　託送供給等にともなう協力 ····· 129 ４６　託送供給等の停止 ····· 130 ４７　託送供給等の停止の解除 ····· 131 ４８　託送供給等の停止期間中の料金 ····· 132 ４９　違約金 ····· 132 ５０　損害賠償の免責 ····· 132 ５１　設備の賠償 ····· 133 Ⅵ　契約の変更および終了 ····· 134 ５２　契約の変更 ····· 134 ５３　名義の変更 ····· 137 ５４　契約の廃止 ····· 137 ５５　供給開始後の契約の廃止または変更にともなう料金および 工事費の精算 ····· 139 ５６　解約等 ····· 144 ５７　契約消滅後の債権債務関係 ····· 146

託送供給等約款(2024.10.1 実施)	託送供給等約款(2025.4.1 実施)
Ⅶ 受電方法および供給方法ならびに工事 …… ~~148~~ ５８ 受電地点，供給地点および施設 …… ~~148~~ ５９ 架空引込線 …… ~~149~~ ６０ 地中引込線 …… ~~150~~ ６１ 連接引込線等 …… ~~152~~ ６２ 中高層集合住宅等における受電方法および供給方法 … ~~152~~ ６３ 引込線の接続 …… ~~153~~ ６４ 計量器等の取付け …… ~~153~~ ６５ 電流制限器等の取付け …… ~~154~~ ６６ 通信設備等の施設 …… ~~154~~ ６７ 専用供給設備 …… ~~155~~ Ⅷ 工事費の負担 …… ~~157~~ ６８ 受電地点への供給設備の工事費負担金 …… ~~157~~ ６９ 受電用計量器等の工事費負担金 …… ~~161~~ ７０ 会社間連系設備の工事費負担金 …… ~~161~~ ７１ 供給地点への供給設備の工事費負担金 …… 161 ７２ 工事費負担金の申受けおよび精算 …… ~~170~~ ７３ 臨時工事費 …… ~~172~~ ７４ 供給開始に至らないで契約を廃止または変更される場合の費用の申受け …… 172 ７５ 工事費等に関する契約書の作成 …… 173 Ⅸ 保　　安 …… 174 ７６ 保安の責任 …… 174 ７７ 調査 …… 174 ７８ 調査等の委託 …… 174 ７９ 調査に対する需要者の協力 …… 174 ８０ 保安等に対する発電者および需要者の協力 …… 175 ８１ 検査または工事の受託 …… 175 ８２ 自家用電気工作物 …… 176 附　　則 …… 177 別　　表 …… ~~230~~ 別冊　系統連系技術要件 …… ~~276~~	Ⅶ 受電方法および供給方法ならびに工事 …… 147 ５８ 受電地点，供給地点および施設 …… 147 ５９ 架空引込線 …… 148 ６０ 地中引込線 …… 149 ６１ 連接引込線等 …… 151 ６２ 中高層集合住宅等における受電方法および供給方法 … 151 ６３ 引込線の接続 …… 152 ６４ 計量器等の取付け …… 152 ６５ 電流制限器等の取付け …… 153 ６６ 通信設備等の施設 …… 153 ６７ 専用供給設備 …… 154 Ⅷ 工事費の負担 …… 156 ６８ 受電地点への供給設備の工事費負担金 …… 156 ６９ 受電用計量器等の工事費負担金 …… 160 ７０ 会社間連系設備の工事費負担金 …… 160 ７１ 供給地点への供給設備の工事費負担金 …… 161 ７２ 工事費負担金の申受けおよび精算 …… 169 ７３ 臨時工事費 …… 171 ７４ 供給開始に至らないで契約を廃止または変更される場合等の費用の申受け …… 172 ７５ 工事費等に関する契約書の作成 …… 173 Ⅸ 保　　安 …… 174 ７６ 保安の責任 …… 174 ７７ 調査 …… 174 ７８ 調査等の委託 …… 174 ７９ 調査に対する需要者の協力 …… 174 ８０ 保安等に対する発電者および需要者の協力 …… 175 ８１ 検査または工事の受託 …… 175 ８２ 自家用電気工作物 …… 176 附　　則 …… 177 別　　表 …… 233 別冊　系統連系技術要件 …… 279

託送供給等約款(2024.10.1 実施)	託送供給等約款(2025.4.1 実施)

別 冊　系統連系技術要件

目　　次

第１章	総　　則	~~276~~
１	目的	~~276~~
２	適用の範囲	~~276~~
３	協議	~~276~~
第２章	発電設備等の連系に必要な技術要件（低圧）	~~277~~
１	電気方式	~~277~~
２	運転可能周波数	~~277~~
３	力率	~~277~~
４	高調波	~~278~~
５	需給バランス制約による発電設備等の出力の抑制	~~278~~
６	送電容量制約による発電設備等の出力の抑制	~~278~~
７	不要解列の防止	~~279~~
８	保護装置の設置場所	~~282~~
９	保護リレーの設置相数	~~282~~
１０	保護装置の設置	~~283~~
１１	解列箇所	~~284~~
~~１２~~	~~接地方式~~	~~284~~
~~１３~~	~~直流流出防止変圧器の設置~~	~~284~~
~~１４~~	~~電圧変動~~	~~285~~
~~１５~~	~~短絡容量~~	~~286~~
~~１６~~	~~過電流引き外し素子を有するしゃ断器の設置~~	~~286~~
~~１７~~	~~発電設備等の種類~~	~~287~~
~~１８~~	~~発電機諸元~~	~~287~~
~~１９~~	~~サイバーセキュリティ対策~~	~~288~~
第３章	需要設備の連系に必要な技術要件（低圧）	~~290~~
１	電気方式	~~290~~
２	力率	~~290~~
３	高調波	~~290~~
４	保護装置の設置	~~290~~

第１章	総　　則	279
１	目的	279
２	適用の範囲	279
３	協議	279
第２章	発電設備等の連系に必要な技術要件（低圧）	280
１	電気方式	280
２	運転可能周波数・並列時許容周波数	280
３	力率	281
４	高調波	281
５	需給バランス制約による発電設備等の出力の抑制	281
６	送電容量制約による発電設備等の出力の抑制	282
７	不要解列の防止	282
８	保護装置の設置場所	285
９	保護リレーの設置相数	285
１０	保護装置の設置	286
１１	解列箇所	287
１２	発電機運転制御装置の付加	287
１３	接地方式	287
１４	直流流出防止変圧器の設置	288
１５	電圧変動	288
１６	短絡容量	290
１７	過電流引き外し素子を有するしゃ断器の設置	290
１８	発電設備等の種類	290
１９	発電機諸元	291
２０	サイバーセキュリティ対策	291
第３章	需要設備の連系に必要な技術要件（低圧）	293
１	電気方式	293
２	力率	293
３	高調波	293
４	保護装置の設置	293

託送供給等約款(2024.10.1 実施)			託送供給等約款(2025.4.1 実施)		
第４章	発電設備等の連系に必要な技術要件（高圧） ·····	~~291~~	第４章	発電設備等の連系に必要な技術要件（高圧） ·····	294
１	電気方式 ·····	~~291~~	１	電気方式 ·····	294
２	運転可能周波数 ·····	~~291~~	２	運転可能周波数・並列時許容周波数 ·····	294
３	力率 ·····	~~291~~	３	力率 ·····	294
４	高調波 ·····	~~291~~	４	高調波 ·····	295
５	需給バランス制約による発電設備等の出力の抑制 ···	~~292~~	５	需給バランス制約による発電設備等の出力の抑制 ···	295
６	送電容量制約による発電設備等の出力の抑制 ·····	~~292~~	６	送電容量制約による発電設備等の出力の抑制 ·····	295
７	不要解列の防止 ·····	~~292~~	７	不要解列の防止 ·····	296
８	保護装置の設置場所 ·····	~~295~~	８	保護装置の設置場所 ·····	298
９	保護リレーの設置相数 ·····	~~295~~	９	保護リレーの設置相数 ·····	298
１０	保護装置の設置 ·····	~~296~~	１０	保護装置の設置 ·····	299
１１	解列箇所 ·····	~~297~~	１１	解列箇所 ·····	300
１２	自動負荷制限 ·····	~~298~~	１２	自動負荷制限 ·····	301
１３	線路無電圧確認装置の設置 ·····	~~298~~	１３	線路無電圧確認装置の設置 ·····	301
			１４	発電機運転制御装置の付加 ·····	301
~~１４~~	~~接地方式 ····~~	~~298~~	１５	接地方式 ·····	302
~~１５~~	~~直流流出防止変圧器の設置 ····~~	~~299~~	１６	直流流出防止変圧器の設置 ·····	302
~~１６~~	~~電圧変動 ····~~	~~299~~	１７	電圧変動 ·····	302
~~１７~~	~~短絡容量 ····~~	~~301~~	１８	短絡容量 ·····	305
~~１８~~	~~発電機定数・諸元 ····~~	~~301~~	１９	発電機定数・諸元 ·····	305
~~１９~~	~~昇圧用変圧器 ····~~	~~303~~	２０	昇圧用変圧器 ·····	307
~~２０~~	~~連絡体制 ····~~	~~303~~	２１	連絡体制 ·····	307
~~２１~~	~~バンク逆潮流の制限 ····~~	~~304~~	２２	バンク逆潮流の制限 ·····	308
~~２２~~	~~サイバーセキュリティ対策 ····~~	~~304~~	２３	サイバーセキュリティ対策 ·····	308
第５章	需要設備の連系に必要な技術要件（高圧） ·····	~~306~~	第５章	需要設備の連系に必要な技術要件（高圧） ·····	310
１	電気方式 ·····	~~306~~	１	電気方式 ·····	310
２	力率 ·····	~~306~~	２	力率 ·····	310
３	高調波 ·····	~~306~~	３	高調波 ·····	310
４	保護協調 ·····	~~307~~	４	保護協調 ·····	311
５	電圧変動 ·····	~~307~~	５	電圧変動 ·····	311
６	サイバーセキュリティ対策 ·····	~~308~~	６	サイバーセキュリティ対策 ·····	312
第６章	発電設備等の連系に必要な技術要件（特別高圧） ···	~~309~~	第６章	発電設備等の連系に必要な技術要件（特別高圧） ···	313
１	電気方式 ·····	~~309~~	１	電気方式 ·····	313
２	運転可能周波数・並列時許容周波数 ·····	~~309~~	２	運転可能周波数・並列時許容周波数 ·····	313
３	力率 ·····	~~309~~	３	力率 ·····	313
４	高調波 ·····	~~310~~	４	高調波 ·····	314
５	需給バランス制約による発電設備等の出力の抑制 ···	~~310~~	５	需給バランス制約による発電設備等の出力の抑制 ···	314

託送供給等約款(2024.10.1 実施)			託送供給等約款(2025.4.1 実施)		
6	送電容量制約による発電設備等の出力の抑制	~~311~~	6	送電容量制約による発電設備等の出力の抑制	315
7	不要解列の防止	~~311~~	7	不要解列の防止	315
8	保護装置の設置	~~313~~	8	保護装置の設置	317
9	再閉路方式	~~316~~	9	再閉路方式	320
１０	保護装置の設置場所	~~316~~	１０	保護装置の設置場所	320
１１	解列箇所	~~316~~	１１	解列箇所	320
１２	保護リレーの設置相数	~~317~~	１２	保護リレーの設置相数	321
１３	自動負荷制限・発電抑制	~~317~~	１３	自動負荷制限・発電抑制	321
１４	線路無電圧確認装置の設置	~~318~~	１４	線路無電圧確認装置の設置	322
１５	発電機運転制御装置の付加	~~318~~	１５	発電機運転制御装置の付加	322
１６	中性点接地装置の付加と電磁誘導障害防止対策の実施	~~321~~	１６	中性点接地装置の付加と電磁誘導障害防止対策の実施	327
１７	直流流出防止変圧器の設置	~~321~~	１７	直流流出防止変圧器の設置	327
１８	電圧変動	~~322~~	１８	電圧変動	327
１９	出力変動対策	~~323~~	１９	出力変動対策	328
２０	短路・地絡電流対策	~~324~~	２０	短路・地絡電流対策	330
２１	発電機定数・諸元	~~324~~	２１	発電機定数・諸元	330
２２	昇圧用変圧器	~~328~~	２２	昇圧用変圧器	334
２３	連絡体制	~~328~~	２３	連絡体制	334
２４	電気現象記録装置	~~330~~	２４	電気現象記録装置	336
２５	サイバーセキュリティ対策	~~330~~	２５	サイバーセキュリティ対策	336
第７章	需要設備の連系に必要な技術要件（特別高圧）	~~331~~	第７章	需要設備の連系に必要な技術要件（特別高圧）	337
1	電気方式	~~331~~	1	電気方式	337
2	力率	~~331~~	2	力率	337
3	高調波	~~331~~	3	高調波	337
4	保護協調	~~333~~	4	保護協調	339
5	保護装置の設置	~~333~~	5	保護装置の設置	339
6	保護装置の設置場所	~~333~~	6	保護装置の設置場所	339
7	しゃ断箇所	~~333~~	7	しゃ断箇所	339
8	保護リレーの設置相数	~~333~~	8	保護リレーの設置相数	339
9	電圧変動・電圧フリッカ・電圧不平衡	~~334~~	9	電圧変動・電圧フリッカ・電圧不平衡	340
１０	連絡体制	~~334~~	１０	連絡体制	340
１１	サイバーセキュリティ対策	~~335~~	１１	サイバーセキュリティ対策	341

託送供給等約款(2024.10.1 実施)	託送供給等約款(2025.4.1 実施)
Ⅰ　総　　則	**Ⅰ　総　　則**
２　託送供給等約款の~~届出~~および変更 (1)この約款は，電気事業法第１８条第~~5~~項の規定にもとづき，経済産業大臣~~に届け出た~~ものです。 (2) 当社は，経済産業大臣の認可を受け，または経済産業大臣に届け出て，この約款を変更することがあります。この場合には，料金および必要となるその他の供給条件は，変更後の託送供給等約款によります。	**２　託送供給等約款の認可および変更** (1)この約款は，電気事業法第１８条第1項の規定にもとづき，経済産業大臣の認可を受けたものです。 (2) 当社は，経済産業大臣の認可を受け，または経済産業大臣に届け出て，この約款を変更することがあります。この場合には，料金および必要となるその他の供給条件は，変更後の託送供給等約款によります。

託送供給等約款(2024.10.1 実施)	託送供給等約款(2025.4.1 実施)
Ⅱ　契約の申込み	**Ⅱ　契約の申込み**
9　検討および契約の申込み 契約者が新たに接続供給契約もしくは振替供給契約を希望される場合，発電契約者が新たに発電量調整供給契約を希望される場合，発電者（当社と特定契約を締結する発電者〔発電契約者が発電者との間で電力受給に関する契約を締結している場合を除きます。〕を除きます。）が新たに系統連系受電契約を希望される場合または需要抑制契約者が新たに需要抑制量調整供給契約を希望される場合は，あらかじめこの約款を承認のうえ，次の手続きにより，契約者から託送供給の申込み，発電契約者から発電量調整供給の申込みまたは需要抑制契約者から需要抑制量調整供給の申込みをしていただきます。 なお，電圧または周波数の変動等によって損害を受けるおそれがある発電者または需要者は，無停電電源装置の設置等必要な措置を講じていただきます。また，発電者または需要者が保安等のために必要とする電気については，その容量を明らかにしていただき，21（予備送電サービス）の申込みまたは保安用の発電設備の設置，蓄電池装置の設置等必要な措置を講じていただきます。 (1) 受電側接続検討の申込み イ　当社は，契約者または発電契約者から小売電気事業，一般送配電事業，特定送配電事業または自己等への電気の供給の用に供する電気を受電（原則として高圧または特別高圧で受電する場合に限ります。また，接続供給または振替供給の場合は，受電地点が会社間連系点のときに限ります。）するにあたり，供給設備の新たな施設または変更についての検討（以下「受電側接続検討」といいます。）をいたします。 なお，他の接続供給契約もしくは振替供給契約または発電量調整供給契約等により既に連系されている受電地点については，受電側接続検討を省略することがあります。 ロ　契約者または発電契約者は，接続供給契約（受電地点が会社間連系点の場合に限ります。）もしくは振替供給契約（受電地点が会社間連系点の場合に限ります。）または発電量調整供給契約（発電者から電気を受電する場合に限ります。）の申込みに先だち，次の事項を明らかにして，当社所定の様式により，受電側接続検討の申込みをしていただきます。 (ｲ) 接続供給の場合 a　契約者の名称 b　代表契約者の名称（契約者が複数の場合に限ります。）	**9　検討および契約の申込み** 契約者が新たに接続供給契約もしくは振替供給契約を希望される場合，発電契約者が新たに発電量調整供給契約を希望される場合，発電者（当社と特定契約を締結する発電者〔発電契約者が発電者との間で電力受給に関する契約を締結している場合を除きます。〕を除きます。）が新たに系統連系受電契約を希望される場合または需要抑制契約者が新たに需要抑制量調整供給契約を希望される場合は，あらかじめこの約款を承認のうえ，次の手続きにより，契約者から託送供給の申込み，発電契約者から発電量調整供給の申込みまたは需要抑制契約者から需要抑制量調整供給の申込みをしていただきます。 なお，電圧または周波数の変動等によって損害を受けるおそれがある発電者または需要者は，無停電電源装置の設置等必要な措置を講じていただきます。また，発電者または需要者が保安等のために必要とする電気については，その容量を明らかにしていただき，21（予備送電サービス）の申込みまたは保安用の発電設備の設置，蓄電池装置の設置等必要な措置を講じていただきます。 (1) 受電側接続検討の申込み イ　当社は，契約者または発電契約者から小売電気事業，一般送配電事業，特定送配電事業または自己等への電気の供給の用に供する電気を受電（原則として高圧または特別高圧で受電する場合に限ります。また，接続供給または振替供給の場合は，受電地点が会社間連系点のときに限ります。）するにあたり，供給設備の新たな施設または変更についての検討（以下「受電側接続検討」といいます。）をいたします。 なお，他の接続供給契約もしくは振替供給契約または発電量調整供給契約等により既に連系されている受電地点については，受電側接続検討を省略することがあります。 ロ　契約者または発電契約者は，接続供給契約（受電地点が会社間連系点の場合に限ります。）もしくは振替供給契約（受電地点が会社間連系点の場合に限ります。）または発電量調整供給契約（発電者から電気を受電する場合に限ります。）の申込みに先だち，次の事項を明らかにして，当社所定の様式により，受電側接続検討の申込みをしていただきます。 (ｲ) 接続供給の場合 a　契約者の名称 b　代表契約者の名称（契約者が複数の場合に限ります。）

託送供給等約款(2024.10.1 実施)	託送供給等約款(2025.4.1 実施)
c　当該接続供給に必要となる当社以外の一般送配電事業者または配電事業者との振替供給契約等の内容または申込内容	c　当該接続供給に必要となる当社以外の一般送配電事業者または配電事業者との振替供給契約等の内容または申込内容
d　接続受電電力の最大値および最小値	d　接続受電電力の最大値および最小値
e　接続供給の開始希望日	e　接続供給の開始希望日
(ﾛ) 振替供給の場合	(ﾛ) 振替供給の場合
a　契約者の名称	a　契約者の名称
b　当該振替供給に必要となる当社以外の一般送配電事業者または配電事業者との振替供給契約等の内容または申込内容	b　当該振替供給に必要となる当社以外の一般送配電事業者または配電事業者との振替供給契約等の内容または申込内容
c　振替供給に係る受電電力の最大値および最小値	c　振替供給に係る受電電力の最大値および最小値
d　当社が振替供給する電気の供給地点	d　当社が振替供給する電気の供給地点
e　振替供給の開始希望日	e　振替供給の開始希望日
(ﾊ) 発電量調整供給の場合	(ﾊ) 発電量調整供給の場合
a　発電契約者の名称	a　発電契約者の名称
b　発電者の名称，発電場所および受電地点	b　発電者の名称，発電場所および受電地点
c　発電設備等の発電・放電方式，発電・放電出力および系統安定上必要な仕様	c　発電設備等の発電・放電方式，発電・放電出力および系統安定上必要な仕様
d　発電量調整受電電力の最大値および最小値	d　発電量調整受電電力の最大値および最小値
e　受電地点における受電電圧	e　受電地点における受電電圧
f　発電場所における負荷設備および受電設備	f　発電場所における負荷設備および受電設備
g　発電量調整供給の開始希望日	g　発電量調整供給の開始希望日
ハ　検討期間および検討料	ハ　検討期間および検討料
(ｲ) 当社は，受電側接続検討の申込みをいただいた後，原則として３月以内に，検討結果を契約者にお知らせいたします。	(ｲ) 当社は，受電側接続検討の申込みをいただいた後，原則として３月以内に，検討結果を契約者にお知らせいたします。
(ﾛ) 当社は，１受電地点１検討につき２２万円を検討料として，受電側接続検討の申込み時に発電契約者から申し受けます。ただし，次の場合には，検討料を申し受けません。	(ﾛ) 当社は，１受電地点１検討につき２２万円を検討料として，受電側接続検討の申込み時に発電契約者から申し受けます。ただし，次の場合には，検討料を申し受けません。
a　検討を要しない場合	a　検討を要しない場合
b　受電側接続検討の回答後，他の発電契約者の契約の申込みにともなう連系予約（当該契約の申込みに係る発電設備等が送電系統へ連系されたものとして取り扱うことをいいます。）によって送電系統の状況が変化した場合等，受電側接続検討の前提となる事実関係に変動がある場合で，かつ，検討料を申し受けた受電側接続検討の回答日から１年以内に受け付けた受電側接続検討のとき	b　受電側接続検討の回答後，他の発電契約者の契約の申込みにともなう連系予約（当該契約の申込みに係る発電設備等が送電系統へ連系されたものとして取り扱うことをいいます。）によって送電系統の状況が変化した場合等，受電側接続検討の前提となる事実関係に変動がある場合で，かつ，検討料を申し受けた受電側接続検討の回答日から１年以内に受け付けた受電側接続検討のとき
(2) 供給側接続事前検討の申込み	(2) 供給側接続事前検討の申込み
イ　当社は，契約者が希望される場合に，契約者に小売電気事業，特定送配	イ　当社は，契約者が希望される場合に，契約者に小売電気事業，特定送配

託送供給等約款(2024.10.1 実施)	託送供給等約款(2025.4.1 実施)
電事業または自己等への電気の供給の用に供する電気を供給するにあたり，工事の要否および工事が必要な場合の当該工事の種別についての検討（以下「供給側接続事前検討」といいます。）をいたします。	電事業または自己等への電気の供給の用に供する電気を供給するにあたり，工事の要否および工事が必要な場合の当該工事の種別についての検討（以下「供給側接続事前検討」といいます。）をいたします。
ロ　契約者は，次の事項を明らかにして，当社所定の様式により，供給側接続事前検討の申込みをしていただきます。この場合，契約者への情報開示に係る需要者の承諾書（当社所定の様式によります。）をあわせて提出していただくことがあります。また，分割接続供給を希望される場合は，あらかじめ双方の契約者で協議のうえ，申込みをしていただきます。	ロ　契約者は，次の事項を明らかにして，当社所定の様式により，供給側接続事前検討の申込みをしていただきます。この場合，契約者への情報開示に係る需要者の承諾書（当社所定の様式によります。）をあわせて提出していただくことがあります。また，分割接続供給を希望される場合は，あらかじめ双方の契約者で協議のうえ，申込みをしていただきます。
(ｲ) 需要者の名称，用途，需要場所（供給地点特定番号を含みます。）および供給地点	(ｲ) 需要者の名称，用途，需要場所（供給地点特定番号を含みます。）および供給地点
(ﾛ) 契約電力（分割接続供給を希望される場合は，１需要場所において使用できる最大電力〔キロワット〕といたします。），契約電流または契約容量	(ﾛ) 契約電力（分割接続供給を希望される場合は，１需要場所において使用できる最大電力〔キロワット〕といたします。），契約電流または契約容量
(ﾊ) 供給地点における供給電気方式および供給電圧	(ﾊ) 供給地点における供給電気方式および供給電圧
(ﾆ) 負荷設備または主開閉器	(ﾆ) 負荷設備または主開閉器
(ﾎ) 接続供給の開始希望日および使用期間	(ﾎ) 接続供給の開始希望日および使用期間
ハ　負荷設備，契約電力，契約電流または契約容量については，１年間を通じての最大の負荷を基準として，契約者から申し出ていただきます。この場合，１年間を通じての最大の負荷を確認するため，必要に応じて接続供給の開始希望日以降１年間の接続供給電力の計画値を当社所定の様式により申し出ていただきます。	ハ　負荷設備，契約電力，契約電流または契約容量については，１年間を通じての最大の負荷を基準として，契約者から申し出ていただきます。この場合，１年間を通じての最大の負荷を確認するため，必要に応じて接続供給の開始希望日以降１年間の接続供給電力の計画値を当社所定の様式により申し出ていただきます。
ニ　当社は，供給側接続事前検討の申込みをいただいた後，原則として２週間以内に，検討結果を契約者にお知らせいたします。	ニ　当社は，供給側接続事前検討の申込みをいただいた後，原則として２週間以内に，検討結果を契約者にお知らせいたします。
(3) 需要抑制量調整供給事前検討の申込み	(3) 需要抑制量調整供給事前検討の申込み
イ　当社は，需要抑制契約者が希望される場合に，特定卸供給の用に供する電気を受電するにあたり，工事の要否および工事が必要な場合の当該工事の種別についての検討（以下「需要抑制量調整供給事前検討」といいます。）をいたします。	イ　当社は，需要抑制契約者が希望される場合に，特定卸供給の用に供する電気を受電するにあたり，工事の要否および工事が必要な場合の当該工事の種別についての検討（以下「需要抑制量調整供給事前検討」といいます。）をいたします。
ロ　需要抑制契約者は，次の事項を明らかにして，当社所定の様式により，需要抑制量調整供給事前検討の申込みをしていただきます。この場合，需要抑制契約者への情報開示に係る需要者の承諾書（当社所定の様式によります。）をあわせて提出していただくことがあります。	ロ　需要抑制契約者は，次の事項を明らかにして，当社所定の様式により，需要抑制量調整供給事前検討の申込みをしていただきます。この場合，需要抑制契約者への情報開示に係る需要者の承諾書（当社所定の様式によります。）をあわせて提出していただくことがあります。
(ｲ) 需要抑制契約者の名称	(ｲ) 需要抑制契約者の名称
(ﾛ) 需要者の名称，需要場所（供給地点特定番号を含みます。）	(ﾛ) 需要者の名称，需要場所（供給地点特定番号を含みます。）
(ﾊ) 需要抑制量調整供給の開始希望日	(ﾊ) 需要抑制量調整供給の開始希望日

託送供給等約款(2024.10.1 実施)	託送供給等約款(2025.4.1 実施)
ハ　当社は，需要抑制量調整供給事前検討の申込みをいただいた後，原則として２週間以内に，検討結果をお知らせいたします。	ハ　当社は，需要抑制量調整供給事前検討の申込みをいただいた後，原則として２週間以内に，検討結果をお知らせいたします。
(4) 契約の申込み	(4) 契約の申込み
契約者は，(1)ロ(ｲ)または(ﾛ)の事項およびイまたはロの事項を，発電契約者は，(1)ロ(ﾊ)の事項およびハの事項を，需要抑制契約者は，ニの事項を明らかにして，当社所定の様式により，接続供給契約，振替供給契約，発電量調整供給契約，系統連系受電契約または需要抑制量調整供給契約の申込みをしていただきます。この場合，８（契約の要件）(1)へおよび接続供給の実施に必要な需要者の情報を当社が契約者に対し提供することに関する需要者の承諾書（当社所定の様式によります。），８（契約の要件）(2)ホに定める要件を満たすことを証明する文書および８（契約の要件）(2)ヌに定める発電者の承諾書（当社所定の様式によります。）または８（契約の要件）(4)ホおよび需要抑制量調整供給の実施に必要な需要者の情報を当社が需要抑制契約者に対し提供することに関する需要者の承諾書（当社所定の様式によります。）をあわせて提出していただきます。ただし，発電契約者と発電者との間で締結する電力受給に関する契約等において，発電者が系統連系受電契約の締結について合意していることおよび発電者がこの約款に関する事項を遵守することを承諾していることが明らかな場合，契約者と需要者との間で締結する電力需給に関する契約等において，需要者がこの約款に関する事項を遵守することおよび接続供給の実施に必要な需要者の情報を，当社が契約者に対し提供することを承諾していることが明らかな場合または需要抑制契約者と需要者との間で締結する需要抑制に関する契約等において，需要者がこの約款に関する事項を遵守することおよび需要抑制量調整供給の実施に必要な需要者の情報を，当社が需要抑制契約者に対し提供することを承諾していることが明らかな場合で，当社が当該文書および承諾書の提出を不要と判断するときは，当該文書および承諾書の提出を省略することができるものといたします。	契約者は，(1)ロ(ｲ)または(ﾛ)の事項およびイまたはロの事項を，発電契約者は，(1)ロ(ﾊ)の事項およびハの事項を，需要抑制契約者は，ニの事項を明らかにして，当社所定の様式により，接続供給契約，振替供給契約，発電量調整供給契約，系統連系受電契約または需要抑制量調整供給契約の申込みをしていただきます。この場合，８（契約の要件）(1)へおよび接続供給の実施に必要な需要者の情報を当社が契約者に対し提供することに関する需要者の承諾書（当社所定の様式によります。），８（契約の要件）(2)ホに定める要件を満たすことを証明する文書および８（契約の要件）(2)ヌに定める発電者の承諾書（当社所定の様式によります。）または８（契約の要件）(4)ホおよび需要抑制量調整供給の実施に必要な需要者の情報を当社が需要抑制契約者に対し提供することに関する需要者の承諾書（当社所定の様式によります。）をあわせて提出していただきます。ただし，発電契約者と発電者との間で締結する電力受給に関する契約等において，発電者が系統連系受電契約の締結について合意していることおよび発電者がこの約款に関する事項を遵守することを承諾していることが明らかな場合，契約者と需要者との間で締結する電力需給に関する契約等において，需要者がこの約款に関する事項を遵守することおよび接続供給の実施に必要な需要者の情報を，当社が契約者に対し提供することを承諾していることが明らかな場合または需要抑制契約者と需要者との間で締結する需要抑制に関する契約等において，需要者がこの約款に関する事項を遵守することおよび需要抑制量調整供給の実施に必要な需要者の情報を，当社が需要抑制契約者に対し提供することを承諾していることが明らかな場合で，当社が当該文書および承諾書の提出を不要と判断するときは，当該文書および承諾書の提出を省略することができるものといたします。
なお，自己等への電気の供給の用に供するための接続供給契約または振替供給契約を希望される場合は，８（契約の要件）(1)リに定める要件を満たすことを証明する文書をあわせて提出していただきます。この場合，当社は，必要に応じて，所管の官庁にこの要件を満たすことの確認を行ないます。	なお，自己等への電気の供給の用に供するための接続供給契約または振替供給契約を希望される場合は，８（契約の要件）(1)リに定める要件を満たすことを証明する文書をあわせて提出していただきます。この場合，当社は，必要に応じて，所管の官庁にこの要件を満たすことの確認を行ないます。
また，発電量調整供給契約を希望される場合で，電力広域的運営推進機関送配電等業務指針に定める保証金（以下，「系統連系保証金」といい，その金額は電力広域的運営推進機関業務規程に定める方法により算定いたします。）を要するときは，系統連系保証金をお支払いいただき，かつ，電源接続案件一括検討プロセスにもとづき工事費負担金補償金を定めるときは，当社と工	また，発電量調整供給契約を希望される場合で，電力広域的運営推進機関送配電等業務指針に定める保証金（以下，「系統連系保証金」といい，その金額は電力広域的運営推進機関業務規程に定める方法により算定いたします。）を要するときは，系統連系保証金をお支払いいただき，かつ，電源接続案件一括検討プロセスにもとづき工事費負担金補償金を定めるときは，当社と工

託送供給等約款(2024.10.1 実施)	託送供給等約款(2025.4.1 実施)
事費負担金の補償に関する契約を締結のうえ，(1)の申込みに対する当社の回答日から１年以内（電源接続案件一括検討プロセスにもとづき申込みをされる場合および海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律（以下「再エネ海域利用法」といいます。）第１３条第２項第１０号に規定する選定事業者（以下「選定事業者」といいます。）を発電者として申込みをされる場合を除きます。）に申込みをしていただくものとし，需要抑制量調整供給契約を希望される場合は，８（契約の要件）(4)イに定める要件を満たすことを証明する文書を提出していただきます。	事費負担金の補償に関する契約を締結のうえ，(1)の申込みに対する当社の回答日から１年以内（電源接続案件一括検討プロセスにもとづき申込みをされる場合および海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律（以下「再エネ海域利用法」といいます。）第１３条第２項第１０号に規定する選定事業者（以下「選定事業者」といいます。）を発電者として申込みをされる場合を除きます。）に申込みをしていただくものとし，需要抑制量調整供給契約を希望される場合は，８（契約の要件）(4)イに定める要件を満たすことを証明する文書を提出していただきます。
イ　接続供給の場合	イ　接続供給の場合
(ｲ) 需要者の名称，用途，需要場所（供給地点特定番号を含みます。）および供給地点	(ｲ) 需要者の名称，用途，需要場所（供給地点特定番号を含みます。）および供給地点
(ﾛ) 供給地点における供給電気方式および供給電圧	(ﾛ) 供給地点における供給電気方式および供給電圧
(ﾊ) 需要場所における負荷設備，主開閉器，受電設備および発電設備等	(ﾊ) 需要場所における負荷設備，主開閉器，受電設備および発電設備等
(ﾆ) 契約電力（分割接続供給を希望される場合は，申込みをされる契約者に係る契約電力といたします。），契約電流または契約容量	(ﾆ) 契約電力（分割接続供給を希望される場合は，申込みをされる契約者に係る契約電力といたします。），契約電流または契約容量
(ﾎ) 契約受電電力	(ﾎ) 契約受電電力
(ﾍ) 希望される接続送電サービス，臨時接続送電サービスまたは予備送電サービスの種別（分割接続供給を希望される場合は，申込みをされる契約者に係る接続送電サービス，臨時接続送電サービスまたは予備送電サービスの種別といたします。）	(ﾍ) 希望される接続送電サービス，臨時接続送電サービスまたは予備送電サービスの種別（分割接続供給を希望される場合は，申込みをされる契約者に係る接続送電サービス，臨時接続送電サービスまたは予備送電サービスの種別といたします。）
(ﾄ) 20（臨時接続送電サービス）を希望される場合は，その契約使用期間（分割接続供給を希望される場合は，申込みをされる契約者に係る契約使用期間といたします。）	(ﾄ) 20（臨時接続送電サービス）を希望される場合は，その契約使用期間（分割接続供給を希望される場合は，申込みをされる契約者に係る契約使用期間といたします。）
(ﾁ) 接続受電電力の計画値および接続供給電力の計画値	(ﾁ) 接続受電電力の計画値および接続供給電力の計画値
(ﾘ) 電気の調達先となる契約者，発電契約者または需要抑制契約者の名称および調達量の計画値	(ﾘ) 電気の調達先となる契約者，発電契約者または需要抑制契約者の名称および調達量の計画値
(ﾇ) 電気の販売先となる契約者，発電契約者または需要抑制契約者の名称および販売量の計画値	(ﾇ) 電気の販売先となる契約者，発電契約者または需要抑制契約者の名称および販売量の計画値
(ﾙ) 連絡体制	(ﾙ) 連絡体制
(ｦ) 分割接続供給を希望される場合，次の事項（あらかじめ双方の契約者で協議のうえ，申込みをしていただきます。）	(ｦ) 分割接続供給を希望される場合，次の事項（あらかじめ双方の契約者で協議のうえ，申込みをしていただきます。）
a　15（供給および契約の単位）(2)イまたはロのうち希望される分割接続供給の形態	a　15（供給および契約の単位）(2)イまたはロのうち希望される分割接続供給の形態
b　15（供給および契約の単位）(2)イにより当社が分割接続供給を行なう場合，それぞれの契約者への分割接続供給の形態	b　15（供給および契約の単位）(2)イにより当社が分割接続供給を行なう場合，それぞれの契約者への分割接続供給の形態

託送供給等約款(2024.10.1 実施)	託送供給等約款(2025.4.1 実施)
c　15（供給および契約の単位）(2)イ(ｲ)により当社が分割接続供給を行なう場合，契約者があらかじめ定めた３０分ごとの電力量（以下「通告電力量」といいます。）を当社に通知する契約者	c　15（供給および契約の単位）(2)イ(ｲ)により当社が分割接続供給を行なう場合，契約者があらかじめ定めた３０分ごとの電力量（以下「通告電力量」といいます。）を当社に通知する契約者
d　15（供給および契約の単位）(2)ロにより当社が分割接続供給を行なう場合，それぞれの契約者へ分割接続供給する時間帯（以下「供給時間帯」といいます。）および分割接続供給に係る料金その他の調整先となる契約者	d　15（供給および契約の単位）(2)ロにより当社が分割接続供給を行なう場合，それぞれの契約者へ分割接続供給する時間帯（以下「供給時間帯」といいます。）および分割接続供給に係る料金その他の調整先となる契約者
e　分割接続供給に係る料金その他の調整に使用する，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービス契約電力および接続送電サービスの種別	e　分割接続供給に係る料金その他の調整に使用する，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービス契約電力および接続送電サービスの種別
f　臨時接続送電サービスを希望される場合は，分割接続供給に係る料金その他の調整に使用する，１供給地点につき，１臨時接続送電サービスを適用したときの臨時接続送電サービス契約電力および臨時接続送電サービスの種別	f　臨時接続送電サービスを希望される場合は，分割接続供給に係る料金その他の調整に使用する，１供給地点につき，１臨時接続送電サービスを適用したときの臨時接続送電サービス契約電力および臨時接続送電サービスの種別
g　予備送電サービスを希望される場合は，分割接続供給に係る料金その他の調整に使用する，１供給地点につき，１予備送電サービスを適用したときの予備送電サービス契約電力および予備送電サービスの種別	g　予備送電サービスを希望される場合は，分割接続供給に係る料金その他の調整に使用する，１供給地点につき，１予備送電サービスを適用したときの予備送電サービス契約電力および予備送電サービスの種別
なお，負荷設備，契約電力，契約電流または契約容量については，１年間を通じての最大の負荷を基準として，契約者から申し出ていただきます。この場合，１年間を通じての最大の負荷を確認するため，必要に応じて接続供給の開始希望日以降１年間の接続供給電力の計画値を当社所定の様式により申し出ていただきます。	なお，負荷設備，契約電力，契約電流または契約容量については，１年間を通じての最大の負荷を基準として，契約者から申し出ていただきます。この場合，１年間を通じての最大の負荷を確認するため，必要に応じて接続供給の開始希望日以降１年間の接続供給電力の計画値を当社所定の様式により申し出ていただきます。
ロ　振替供給の場合	ロ　振替供給の場合
(ｲ) 連絡体制	(ｲ) 連絡体制
(ﾛ) 当社が小売電気事業，一般送配電事業，特定送配電事業または自己等への電気の供給の用に供する電気を振替供給する場合には，当該振替供給に係る当社以外の一般送配電事業者または配電事業者との接続供給契約等の内容または申込内容	(ﾛ) 当社が小売電気事業，一般送配電事業，特定送配電事業または自己等への電気の供給の用に供する電気を振替供給する場合には，当該振替供給に係る当社以外の一般送配電事業者または配電事業者との接続供給契約等の内容または申込内容
ハ　発電量調整供給の場合	ハ　発電量調整供給の場合
(ｲ) 発電場所の受電地点特定番号および発電設備等に係る供給地点の供給地点特定番号	(ｲ) 発電場所の受電地点特定番号および発電設備等に係る供給地点の供給地点特定番号
(ﾛ) 契約受電電力および同時最大受電電力	(ﾛ) 契約受電電力および同時最大受電電力
(ﾊ) 発電量調整受電計画電力	(ﾊ) 発電量調整受電計画電力
(ﾆ) 電気の調達先となる契約者，発電契約者または需要抑制契約者の名称	(ﾆ) 電気の調達先となる契約者，発電契約者または需要抑制契約者の名称

託送供給等約款(2024.10.1 実施)	託送供給等約款(2025.4.1 実施)
および調達量の計画値	および調達量の計画値
(ホ) 電気の販売先となる契約者，発電契約者または需要抑制契約者の名称および販売量の計画値	(ホ) 電気の販売先となる契約者，発電契約者または需要抑制契約者の名称および販売量の計画値
(ヘ) 連絡体制	(ヘ) 連絡体制
ニ　需要抑制量調整供給の場合	ニ　需要抑制量調整供給の場合
(イ)需要抑制契約者の名称	(イ)需要抑制契約者の名称
(ロ)需要抑制量調整受電計画電力	(ロ)需要抑制量調整受電計画電力
(ハ) 需要抑制を行なう場合の３０分ごとの需要抑制量調整受電計画電力量に対応する，需要抑制の予定電力量（１ベースラインに係る需要場所を複数とする場合で，当該ベースラインにもとづく需要抑制量調整受電計画電力量を設定するときは，需要場所ごとの需要抑制量調整供給に係る需要抑制の予定電力量といたします。）の最小値	(ハ) 需要抑制を行なう場合の３０分ごとの需要抑制量調整受電計画電力量に対応する，需要抑制の予定電力量（１ベースラインに係る需要場所を複数とする場合で，当該ベースラインにもとづく需要抑制量調整受電計画電力量を設定するときは，需要場所ごとの需要抑制量調整供給に係る需要抑制の予定電力量といたします。）の最小値
(ニ) 需要抑制を行なう場合の３０分ごとの販売計画の最小値	(ニ) 需要抑制を行なう場合の３０分ごとの販売計画の最小値
(ホ)需要者の名称および需要場所（供給地点特定番号を含みます。）	(ホ)需要者の名称および需要場所（供給地点特定番号を含みます。）
(ヘ)需要者と電力需給に関する契約等を締結している契約者の名称	(ヘ)需要者と電力需給に関する契約等を締結している契約者の名称
(ト)需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量および需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量の算定方法となる 31（電力および電力量の算定）(14)イまたはロ	(ト)需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量および需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量の算定方法となる 31（電力および電力量の算定）(14)イまたはロ
(チ)電気の調達先となる契約者，発電契約者または需要抑制契約者の名称および調達量の計画値	(チ)電気の調達先となる契約者，発電契約者または需要抑制契約者の名称および調達量の計画値
(リ)電気の販売先となる契約者，発電契約者または需要抑制契約者の名称および販売量の計画値	(リ)電気の販売先となる契約者，発電契約者または需要抑制契約者の名称および販売量の計画値
(ヌ)需要抑制量調整供給の開始希望日	(ヌ)需要抑制量調整供給の開始希望日
(ル)連絡体制	(ル)連絡体制
なお，需要抑制バランシンググループごとの(ト)の算定方法となる 31（電力および電力量の算定）(14)イまたはロのいずれかの適用を開始した後１年間は同一の算定方法の適用を継続していただくものといたします。	なお，需要抑制バランシンググループごとの(ト)の算定方法となる 31（電力および電力量の算定）(14)イまたはロのいずれかの適用を開始した後１年間は同一の算定方法の適用を継続していただくものといたします。
(5) 当社は，接続供給契約（受電地点〔会社間連系点の場合に限ります。〕に係る事項に限ります。）または振替供給契約について，当日等の利用分および翌日等の利用分に限り，(4)に定める様式以外で当社が指定した方法により契約者に申込みをしていただくことがあります。また，当社は，受給契約等にもとづく連系線の利用に係る事項（当社以外の一般送配電事業者の連系線の利用に係る事項を含みます。）について，当社が指定した方法により契約者に提出していただくことがあります。この場合，当該申込み方法による申込みに係る託送供給の実施または受給契約等にもとづく連系線の利用に係る事項の	(5) 当社は，接続供給契約（受電地点〔会社間連系点の場合に限ります。〕に係る事項に限ります。）または振替供給契約について，当日等の利用分および翌日等の利用分に限り，(4)に定める様式以外で当社が指定した方法により契約者に申込みをしていただくことがあります。また，当社は，受給契約等にもとづく連系線の利用に係る事項（当社以外の一般送配電事業者の連系線の利用に係る事項を含みます。）について，当社が指定した方法により契約者に提出していただくことがあります。この場合，当該申込み方法による申込みに係る託送供給の実施または受給契約等にもとづく連系線の利用に係る事項の

託送供給等約款(2024.10.1 実施)	託送供給等約款(2025.4.1 実施)
提出にともなって必要となる事項に関する契約（以下「契約者に係る基本契約」といいます。）を当社とあらかじめ締結していただきます。 なお，契約者に係る基本契約の契約期間は，契約者と当社との協議が整った日から１年間とし，契約期間満了に先だって契約内容に変更がない場合は，契約期間満了後も１年ごとに同一条件で継続されるものといたします。 また，契約者に係る基本契約で定める事項について，基本契約書（当社所定の様式によります。）を作成いたします。	提出にともなって必要となる事項に関する契約（以下「契約者に係る基本契約」といいます。）を当社とあらかじめ締結していただきます。 なお，契約者に係る基本契約の契約期間は，契約者と当社との協議がととのった日から１年間とし，契約期間満了に先だって契約内容に変更がない場合は，契約期間満了後も１年ごとに同一条件で継続されるものといたします。 また，契約者に係る基本契約で定める事項について，基本契約書（当社所定の様式によります。）を作成いたします。
(6) 当社は，受給契約等にもとづく連系線の利用に係る事項（当社以外の一般送配電事業者の連系線の利用に係る事項を含みます。）について，当社が指定した方法により発電契約者に提出していただくことがあります。この場合，受給契約等にもとづく連系線の利用に係る事項の提出にともなって必要となる事項に関する契約（以下「発電契約者に係る基本契約」といいます。）を当社とあらかじめ締結していただきます。 なお，発電契約者に係る基本契約の契約期間は，発電契約者と当社との協議が整った日から１年間とし，契約期間満了に先だって契約内容に変更がない場合は，契約期間満了後も１年ごとに同一条件で継続されるものといたします。 また，発電契約者に係る基本契約で定める事項について，基本契約書（当社所定の様式によります。）を作成いたします。	(6) 当社は，受給契約等にもとづく連系線の利用に係る事項（当社以外の一般送配電事業者の連系線の利用に係る事項を含みます。）について，当社が指定した方法により発電契約者に提出していただくことがあります。この場合，受給契約等にもとづく連系線の利用に係る事項の提出にともなって必要となる事項に関する契約（以下「発電契約者に係る基本契約」といいます。）を当社とあらかじめ締結していただきます。 なお，発電契約者に係る基本契約の契約期間は，発電契約者と当社との協議がととのった日から１年間とし，契約期間満了に先だって契約内容に変更がない場合は，契約期間満了後も１年ごとに同一条件で継続されるものといたします。 また，発電契約者に係る基本契約で定める事項について，基本契約書（当社所定の様式によります。）を作成いたします。
(7) 当社は，受給契約等にもとづく連系線の利用に係る事項（当社以外の一般送配電事業者の連系線の利用に係る事項を含みます。）について，当社が指定した方法により需要抑制契約者に提出していただくことがあります。この場合，受給契約等にもとづく連系線の利用に係る事項の提出にともなって必要となる事項に関する契約（以下「需要抑制契約者に係る基本契約」といいます。）を当社とあらかじめ締結していただきます。 なお，需要抑制契約者に係る基本契約の契約期間は，需要抑制契約者と当社との協議が整った日から１年間とし，契約期間満了に先だって契約内容に変更がない場合は，契約期間満了後も１年ごとに同一条件で継続されるものといたします。 また，需要抑制契約者に係る基本契約で定める事項について，基本契約書（当社所定の様式によります。）を作成いたします。	(7) 当社は，受給契約等にもとづく連系線の利用に係る事項（当社以外の一般送配電事業者の連系線の利用に係る事項を含みます。）について，当社が指定した方法により需要抑制契約者に提出していただくことがあります。この場合，受給契約等にもとづく連系線の利用に係る事項の提出にともなって必要となる事項に関する契約（以下「需要抑制契約者に係る基本契約」といいます。）を当社とあらかじめ締結していただきます。 なお，需要抑制契約者に係る基本契約の契約期間は，需要抑制契約者と当社との協議がととのった日から１年間とし，契約期間満了に先だって契約内容に変更がない場合は，契約期間満了後も１年ごとに同一条件で継続されるものといたします。 また，需要抑制契約者に係る基本契約で定める事項について，基本契約書（当社所定の様式によります。）を作成いたします。
15　供給および契約の単位 (1) 当社は，次の場合を除き，１需要場所について１接続送電サービスまたは１臨時接続送電サービスを適用し，１電気方式，１引込みおよび１計量をも	**15　供給および契約の単位** (1) 当社は，次の場合を除き，１需要場所について１接続送電サービスまたは１臨時接続送電サービスを適用し，１電気方式，１引込みおよび１計量をも

託送供給等約款(2024.10.1 実施)	託送供給等約款(2025.4.1 実施)
って託送供給を行ない，１発電場所について１系統連系受電サービスを適用（当社が特定契約を締結している場合〔発電契約者が発電者との間で電力受給に関する契約を締結している場合を除きます。〕を除きます。）し，１電気方式，１引込みおよび１計量をもって発電量調整供給を行ないます。	って託送供給を行ない，１発電場所について１系統連系受電サービスを適用（当社が特定契約を締結している場合〔発電契約者が発電者との間で電力受給に関する契約を締結している場合を除きます。〕を除きます。）し，１電気方式，１引込みおよび１計量をもって発電量調整供給を行ないます。
イ　１需要場所につき，(ｲ)および(ﾛ)の２臨時接続送電サービスをあわせて契約する場合，または，次の１臨時接続送電サービス（(ｲ)および(ﾛ)の２臨時接続送電サービスをあわせて契約する場合またはへの場合は，２臨時接続送電サービスといたします。）とこれ以外の１接続送電サービス（ロまたはへの場合は，２接続送電サービスといたします。）とをあわせて契約する場合	イ　１需要場所につき，(ｲ)および(ﾛ)の２臨時接続送電サービスをあわせて契約する場合，または，次の１臨時接続送電サービス（(ｲ)および(ﾛ)の２臨時接続送電サービスをあわせて契約する場合またはへの場合は，２臨時接続送電サービスといたします。）とこれ以外の１接続送電サービス（ロまたはへの場合は，２接続送電サービスといたします。）とをあわせて契約する場合
(ｲ) 電灯臨時定額接続送電サービスおよび電灯臨時接続送電サービスのうちの１臨時接続送電サービス	(ｲ) 電灯臨時定額接続送電サービスおよび電灯臨時接続送電サービスのうちの１臨時接続送電サービス
(ﾛ) 動力臨時定額接続送電サービスおよび動力臨時接続送電サービスのうちの１臨時接続送電サービス	(ﾛ) 動力臨時定額接続送電サービスおよび動力臨時接続送電サービスのうちの１臨時接続送電サービス
(ﾊ) 高圧臨時接続送電サービス	(ﾊ) 高圧臨時接続送電サービス
(ﾆ) 特別高圧臨時接続送電サービス	(ﾆ) 特別高圧臨時接続送電サービス
ロ　電灯または小型機器と動力とをあわせて使用する需要者に供給する場合で，次の２接続送電サービスをあわせて契約する場合	ロ　電灯または小型機器と動力とをあわせて使用する需要者に供給する場合で，次の２接続送電サービスをあわせて契約する場合
(ｲ) 電灯定額接続送電サービス，電灯標準接続送電サービス，電灯時間帯別接続送電サービスおよび電灯従量接続送電サービスのうちの１接続送電サービス	(ｲ) 電灯定額接続送電サービス，電灯標準接続送電サービス，電灯時間帯別接続送電サービスおよび電灯従量接続送電サービスのうちの１接続送電サービス
(ﾛ) 動力標準接続送電サービス，動力時間帯別接続送電サービスおよび動力従量接続送電サービスのうちの１接続送電サービス	(ﾛ) 動力標準接続送電サービス，動力時間帯別接続送電サービスおよび動力従量接続送電サービスのうちの１接続送電サービス
ハ　共同引込線による引込みで託送供給または発電量調整供給を行なう場合	ハ　共同引込線による引込みで託送供給または発電量調整供給を行なう場合
ニ　予備送電サービスをあわせて契約する場合	ニ　予備送電サービスをあわせて契約する場合
ホ　災害による被害を防ぐための措置，温室効果ガス等の排出の抑制等のための措置または電気工作物の設置および運用の合理化のための措置その他の電気の使用者の利益に資する措置にともない，契約者または発電契約者からの申出がある場合で，当社が技術上，保安上適当と認めたとき。	ホ　災害による被害を防ぐための措置，温室効果ガス等の排出の抑制等のための措置または電気工作物の設置および運用の合理化のための措置その他の電気の使用者の利益に資する措置にともない，契約者または発電契約者からの申出がある場合で，当社が技術上，保安上適当と認めたとき。
ヘ　(2)イまたはロにより当社が分割接続供給を行なう場合	ヘ　(2)イまたはロにより当社が分割接続供給を行なう場合
ト　その他技術上，経済上やむをえない場合等特別の事情がある場合	ト　その他技術上，経済上やむをえない場合等特別の事情がある場合
(2) 接続供給の場合，当社は，あらかじめ定めた発電契約者または電力広域的運営推進機関が定めた発電契約者および需要場所について，１接続供給契約を結び，１需要バランシンググループを設定いたします。この場合，それぞれの需要場所は原則として１接続供給契約に属するものとし，また，当社は，	(2) 接続供給の場合，当社は，あらかじめ定めた発電契約者または電力広域的運営推進機関が定めた発電契約者および需要場所について，１接続供給契約を結び，１需要バランシンググループを設定いたします。この場合，それぞれの需要場所は原則として１接続供給契約に属するものとし，また，当社は，

託送供給等約款(2024.10.1 実施)	託送供給等約款(2025.4.1 実施)
原則として，１契約者に対して１接続供給契約を結びます。 なお，電気鉄道の場合で，負荷が移動するために同一送電系統に属する２以上の供給地点において常時電気の供給を受ける契約者が希望されるときは，その料金その他の供給条件について複数供給地点を１供給地点とみなすことがあります。 また，当社は，分割接続供給の場合，１需要場所につき，２契約者にそれぞれ１接続供給契約を適用し，原則として２接続送電サービスまたは２臨時接続送電サービスを適用のうえ，１電気方式，１引込みおよび１計量をもって次のいずれかの形態で分割接続供給を行ないます。 イ　当社が，１需要場所において，あらかじめ定めた量の電気の供給を行なう契約者（以下「非需要追随供給者」といいます。）およびそれ以外の電気の供給を行なう契約者（以下「需要追随供給者」といいます。）に分割接続供給を行なう形態 なお，非需要追随供給者への分割接続供給は，次のいずれかの方法で行ないます。 (ｲ)当社が，通告電力量に応じて分割接続供給を行なう方法 (ﾛ)当社が，すべての時間帯において，一定の電力量（原則として，19〔接続送電サービス〕(2)イ(ﾍ)ａ，ロまたは20〔臨時接続送電サービス〕(2)ロの非需要追随供給者に係る接続送電サービス契約電力または臨時接続送電サービス契約電力の値を２で除した値をいいます。以下「ベース電力量」といいます。）で分割接続供給を行なう方法 ロ　当社が，１需要場所において，供給時間帯ごとに，それぞれの契約者に分割接続供給を行なう形態 (3) 振替供給の場合，当社は，原則として，あらかじめ定めた発電契約者または電力広域的運営推進機関が定めた発電契約者（発電契約者が複数ある場合は，同一の一般送配電事業者または同一の配電事業者と発電量調整供給契約を締結するものといたします。）および１供給地点（当社以外の一般送配電事業者または配電事業者との接続供給契約ごとに１供給地点とみなします。）について，１振替供給契約を結びます。 (4) 発電量調整供給の場合，当社は，原則として，あらかじめ定めた発電場所（発電場所が複数ある場合は，同一の一般送配電事業者の供給設備に接続するものといたします。）および発電バランシンググループについて，１発電量調整供給契約を結びます。また，当社は，当社が特定契約を締結している場合（発電契約者が発電者との間で電力受給に関する契約を締結している場合を除きます。）を除き，原則として，あらかじめ定めた発電場所について，１	原則として，１契約者に対して１接続供給契約を結びます。 なお，電気鉄道の場合で，負荷が移動するために同一送電系統に属する２以上の供給地点において常時電気の供給を受ける契約者が希望されるときは，その料金その他の供給条件について複数供給地点を１供給地点とみなすことがあります。 また，当社は，分割接続供給の場合，１需要場所につき，２契約者にそれぞれ１接続供給契約を適用し，原則として２接続送電サービスまたは２臨時接続送電サービスを適用のうえ，１電気方式，１引込みおよび１計量をもって次のいずれかの形態で分割接続供給を行ないます。 イ　当社が，１需要場所において，あらかじめ定めた量の電気の供給を行なう契約者（以下「非需要追随供給者」といいます。）およびそれ以外の電気の供給を行なう契約者（以下「需要追随供給者」といいます。）に分割接続供給を行なう形態 なお，非需要追随供給者への分割接続供給は，次のいずれかの方法で行ないます。 (ｲ)当社が，通告電力量に応じて分割接続供給を行なう方法 (ﾛ)当社が，すべての時間帯において，一定の電力量（原則として，19〔接続送電サービス〕(2)イ(ﾍ)ａ，ロまたは20〔臨時接続送電サービス〕(2)ロの非需要追随供給者に係る接続送電サービス契約電力または臨時接続送電サービス契約電力の値を２で除した値をいいます。以下「ベース電力量」といいます。）で分割接続供給を行なう方法 ロ　当社が，１需要場所において，供給時間帯ごとに，それぞれの契約者に分割接続供給を行なう形態 (3) 振替供給の場合，当社は，原則として，あらかじめ定めた発電契約者または電力広域的運営推進機関が定めた発電契約者（発電契約者が複数ある場合は，同一の一般送配電事業者または同一の配電事業者と発電量調整供給契約を締結するものといたします。）および１供給地点（当社以外の一般送配電事業者または配電事業者との接続供給契約ごとに１供給地点とみなします。）について，１振替供給契約を結びます。 (4) 発電量調整供給の場合，当社は，原則として，あらかじめ定めた発電場所（発電場所が複数ある場合は，同一の一般送配電事業者の供給設備に接続するものといたします。）および発電バランシンググループについて，１発電量調整供給契約を結びます。また，当社は，当社が特定契約を締結している場合（発電契約者が発電者との間で電力受給に関する契約を締結している場合を除きます。）を除き，原則として，あらかじめ定めた発電場所について，１

託送供給等約款(2024.10.1 実施)	託送供給等約款(2025.4.1 実施)
系統連系受電契約を結びます。 なお，低圧の受電地点に係る発電場所および当社または当社の供給区域で事業を営む配電事業者が指定する系統運用上必要な調整機能を有する発電設備等であって別途当社または当社の供給区域で事業を営む配電事業者と調整に関する契約を締結する設備（極短周期成分に対応する周波数制御用の調整機能のみを提供する場合を除きます。以下「調整電源」といいます。）に該当する発電場所は，原則として１発電バランシンググループに属するものといたします。この場合，調整電源に該当する発電場所は，原則として発電場所ごとに発電バランシンググループを設定していただきます。 また，再生可能エネルギー発電設備（再生可能エネルギー特別措置法第２条第２項に定める再生可能エネルギー発電設備をいいます。ただし，特定契約により再生可能エネルギー電気を供給する事業に係る発電設備に限ります。）の受電地点に係る発電場所が発電バランシンググループに含まれる場合は，次のとおりといたします。 イ　附則４（発電量調整供給契約についての特別措置〔再生可能エネルギー発電設備〕）(5)または(6)に該当する場合で，インバランスリスク単価（再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則〔以下「再生可能エネルギー特別措置法施行規則」といいます。〕に定めるインバランスリスクに係る単価をいいます。）が異なる再生可能エネルギー発電設備をあわせて使用されるときは，同一の特定契約に係って受電する電気のみに係る発電バランシンググループ（以下「特例発電バランシンググループ」といいます。）に含まれる再生可能エネルギー発電設備に適用されるインバランスリスク単価が同一となるように特例発電バランシンググループを設定していただきます。 ロ　附則４（発電量調整供給契約についての特別措置〔再生可能エネルギー発電設備〕）(5)の適用を受ける再生可能エネルギー発電設備の受電地点に係る発電場所は，原則として発電量調整受電計画差対応補給電力料金単価等が異なる複数のバランシンググループに属することはできないものといたします。 ハ　当社または特定送配電事業者の再生可能エネルギー電気卸供給約款にもとづき指定した再生可能エネルギー発電設備から電気を調達する場合，当社または特定送配電事業者の再生可能エネルギー電気卸供給約款にもとづき指定した再生可能エネルギー発電設備とそれ以外の再生可能エネルギー発電設備とが共に含まれないように発電バランシンググループを設定していただきます。この場合，再生可能エネルギー電気卸供給約款に係る発電	系統連系受電契約を結びます。 なお，低圧の受電地点に係る発電場所および当社または当社の供給区域で事業を営む配電事業者が指定する系統運用上必要な調整機能を有する発電設備等であって別途当社または当社の供給区域で事業を営む配電事業者と調整に関する契約を締結する設備（極短周期成分に対応する周波数制御用の調整機能のみを提供する場合を除きます。以下「調整電源」といいます。）に該当する発電場所は，原則として１発電バランシンググループに属するものといたします。この場合，調整電源に該当する発電場所は，原則として発電場所ごとに発電バランシンググループを設定していただきます。 また，再生可能エネルギー発電設備（再生可能エネルギー特別措置法第２条第２項に定める再生可能エネルギー発電設備をいいます。ただし，特定契約により再生可能エネルギー電気を供給する事業に係る発電設備等に限ります。）の受電地点に係る発電場所が発電バランシンググループに含まれる場合は，次のとおりといたします。 イ　附則４（発電量調整供給契約についての特別措置〔再生可能エネルギー発電設備〕）(5)または(6)に該当する場合で，インバランスリスク単価（再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則〔以下「再生可能エネルギー特別措置法施行規則」といいます。〕に定めるインバランスリスクに係る単価をいいます。）が異なる再生可能エネルギー発電設備をあわせて使用されるときは，同一の特定契約に係って受電する電気のみに係る発電バランシンググループ（以下「特例発電バランシンググループ」といいます。）に含まれる再生可能エネルギー発電設備に適用されるインバランスリスク単価が同一となるように特例発電バランシンググループを設定していただきます。 ロ　附則４（発電量調整供給契約についての特別措置〔再生可能エネルギー発電設備〕）(5)の適用を受ける再生可能エネルギー発電設備の受電地点に係る発電場所は，原則として発電量調整受電計画差対応補給電力料金単価等が異なる複数のバランシンググループに属することはできないものといたします。 ハ　当社または特定送配電事業者の再生可能エネルギー電気卸供給約款にもとづき指定した再生可能エネルギー発電設備から電気を調達する場合，当社または特定送配電事業者の再生可能エネルギー電気卸供給約款にもとづき指定した再生可能エネルギー発電設備とそれ以外の再生可能エネルギー発電設備とが共に含まれないように発電バランシンググループを設定していただきます。この場合，再生可能エネルギー電気卸供給約款に係る発電

託送供給等約款(2024.10.1 実施)	託送供給等約款(2025.4.1 実施)
場所は，１発電量調整供給契約に属するものといたします。 (5) 需要抑制量調整供給の場合，当社は，原則として，あらかじめ定めた需要場所（ただし，需要場所が複数ある場合は，同一の一般送配電事業者の供給設備に接続するものといたします。また，分割接続供給の場合は，当該需要場所に係る接続供給契約といたします。）および需要抑制バランシンググループについて，１需要抑制量調整供給契約を結びます。 なお，低圧で電気の供給を受ける需要場所および当社または当社の供給区域で事業を営む配電事業者が指定する系統安定上必要な調整機能を有する負荷設備であって別途当社または当社の供給区域で事業を営む配電事業者と調整に関する契約を締結する設備（極短周期成分に対応する周波数制御用の調整機能のみを提供する場合を除きます。以下「調整負荷」といいます。）に該当する需要場所は，１需要抑制バランシンググループに属するものといたします。 また，需要抑制契約者が１需要抑制バランシンググループに係る需要場所を複数とすることを希望される場合は，需要者と電力需給に関する契約等を締結している契約者が同一で，かつ，需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量および需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量の算定方法となる 31（電力および電力量の算定）(14)イまたはロが同一となるように需要抑制バランシンググループを設定していただきます。この場合，当該需要場所は複数の需要抑制バランシンググループに属することはできないものといたします。	場所は，１発電量調整供給契約に属するものといたします。 (5) 需要抑制量調整供給の場合，当社は，原則として，あらかじめ定めた需要場所（ただし，需要場所が複数ある場合は，同一の一般送配電事業者の供給設備に接続するものといたします。また，分割接続供給の場合は，当該需要場所に係る接続供給契約といたします。）および需要抑制バランシンググループについて，１需要抑制量調整供給契約を結びます。 なお，低圧で電気の供給を受ける需要場所および当社または当社の供給区域で事業を営む配電事業者が指定する系統安定上必要な調整機能を有する負荷設備であって別途当社または当社の供給区域で事業を営む配電事業者と調整に関する契約を締結する設備（極短周期成分に対応する周波数制御用の調整機能のみを提供する場合を除きます。以下「調整負荷」といいます。）に該当する需要場所は，１需要抑制バランシンググループに属するものといたします。 また，需要抑制契約者が１需要抑制バランシンググループに係る需要場所を複数とすることを希望される場合は，需要者と電力需給に関する契約等を締結している契約者が同一で，かつ，需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量および需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量の算定方法となる 31（電力および電力量の算定）(14)イまたはロが同一となるように需要抑制バランシンググループを設定していただきます。この場合，当該需要場所は複数の需要抑制バランシンググループに属することはできないものといたします。

託送供給等約款(2024.10.1 実施)	託送供給等約款(2025.4.1 実施)
Ⅲ　料　　金	**Ⅲ　料　　金**
19　接続送電サービス (1) 適用範囲 小売電気事業，特定送配電事業または自己等への電気の供給の用に供する電気に適用いたします。 (2) 接続送電サービス契約電力等 電灯定額接続送電サービスの適用を受ける場合を除き，接続送電サービス契約電力，接続送電サービス契約電流または接続送電サービス契約容量は，次によって供給地点ごとに定めます。 なお，分割接続供給の場合は，それぞれの契約者に係る接続送電サービス契約電力とあわせて，33（料金の算定）(12)にもとづき料金の調整を行なうために，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用したときの接続送電サービス契約電力を定めます。 イ　低圧で供給する場合，または高圧で供給する場合で，接続送電サービス契約電力（分割接続供給の場合は，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用したときの接続送電サービス契約電力といたします。）が５００キロワット未満となるとき。 (ｲ) 各月の接続送電サービス契約電力は，次の場合を除き，その１月の最大需要電力等と前１１月の最大需要電力等のうち，いずれか大きい値といたします。 a　新たに接続送電サービスを使用される場合は，料金適用開始の日以降１２月の期間の各月の接続送電サービス契約電力は，その１月の最大需要電力等と料金適用開始の日から前月までの最大需要電力等のうち，いずれか大きい値といたします。ただし，新たに接続送電サービスを使用される前から引き続き当社の供給設備を利用される場合には，新たに接続送電サービスを使用される前の電気の供給は，接続送電サービス契約電力の決定上，接続送電サービスによって受けた供給とみなします。 b　需要場所における受電設備を増加される場合等で，増加された日を含む１月の増加された日以降の期間の最大需要電力等の値がその１月の増加された日の前日までの期間の最大需要電力等と前１１月の最大需要電力等のうちいずれか大きい値を上回るときは，その１月の増加された日の前日までの期間の接続送電サービス契約電力は，その期間	**19　接続送電サービス** (1) 適用範囲 小売電気事業，特定送配電事業または自己等への電気の供給の用に供する電気に適用いたします。 (2) 接続送電サービス契約電力等 電灯定額接続送電サービスの適用を受ける場合を除き，接続送電サービス契約電力，接続送電サービス契約電流または接続送電サービス契約容量は，次によって供給地点ごとに定めます。 なお，分割接続供給の場合は，それぞれの契約者に係る接続送電サービス契約電力とあわせて，33（料金の算定）(12)にもとづき料金の調整を行なうために，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用したときの接続送電サービス契約電力を定めます。 イ　低圧で供給する場合，または高圧で供給する場合で，接続送電サービス契約電力（分割接続供給の場合は，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用したときの接続送電サービス契約電力といたします。）が５００キロワット未満となるとき。 (ｲ) 各月の接続送電サービス契約電力は，次の場合を除き，その１月の最大需要電力等と前１１月の最大需要電力等のうち，いずれか大きい値といたします。 a　新たに接続送電サービスを使用される場合は，料金適用開始の日以降１２月の期間の各月の接続送電サービス契約電力は，その１月の最大需要電力等と料金適用開始の日から前月までの最大需要電力等のうち，いずれか大きい値といたします。ただし，新たに接続送電サービスを使用される前から引き続き当社の供給設備を利用される場合には，新たに接続送電サービスを使用される前の電気の供給は，接続送電サービス契約電力の決定上，接続送電サービスによって受けた供給とみなします。 b　需要場所における受電設備を増加される場合等で，増加された日を含む１月の増加された日以降の期間の最大需要電力等の値がその１月の増加された日の前日までの期間の最大需要電力等と前１１月の最大需要電力等のうちいずれか大きい値を上回るときは，その１月の増加された日の前日までの期間の接続送電サービス契約電力は，その期間

託送供給等約款(2024.10.1 実施)	託送供給等約款(2025.4.1 実施)
の最大需要電力等と前１１月の最大需要電力等のうちいずれか大きい値とし，その１月の増加された日以降の期間の接続送電サービス契約電力は，その期間の最大需要電力等の値といたします。	の最大需要電力等と前１１月の最大需要電力等のうちいずれか大きい値とし，その１月の増加された日以降の期間の接続送電サービス契約電力は，その期間の最大需要電力等の値といたします。
c　需要場所における受電設備を減少される場合等で，１年を通じての最大需要電力等が減少することが明らかなときは，減少された日を含む１月の減少された日の前日までの期間の接続送電サービス契約電力は，その期間の最大需要電力等と前１１月の最大需要電力等のうちいずれか大きい値とし，減少された日以降１２月の期間の各月の接続送電サービス契約電力（減少された日を含む１月の減少された日以降の期間については，その期間の接続送電サービス契約電力といたします。）は，需要場所における負荷設備および受電設備の内容，１年間を通じての最大の負荷，同一業種の負荷率，操業度等を基準として，契約者と当社との協議によって定めた値といたします。ただし，減少された日以降１２月の期間で，その１月の最大需要電力等と減少された日から前月までの最大需要電力等のうちいずれか大きい値が契約者と当社との協議によって定めた値を上回る場合（減少された日を含む１月の減少された日以降の期間については，その期間の最大需要電力等の値が契約者と当社との協議によって定めた値を上回る場合といたします。）は，接続送電サービス契約電力は，その上回る最大需要電力等の値といたします。	c　需要場所における受電設備を減少される場合等で，１年を通じての最大需要電力等が減少することが明らかなときは，減少された日を含む１月の減少された日の前日までの期間の接続送電サービス契約電力は，その期間の最大需要電力等と前１１月の最大需要電力等のうちいずれか大きい値とし，減少された日以降１２月の期間の各月の接続送電サービス契約電力（減少された日を含む１月の減少された日以降の期間については，その期間の接続送電サービス契約電力といたします。）は，需要場所における負荷設備および受電設備の内容，１年間を通じての最大の負荷，同一業種の負荷率，操業度等を基準として，契約者と当社との協議によって定めた値といたします。ただし，減少された日以降１２月の期間で，その１月の最大需要電力等と減少された日から前月までの最大需要電力等のうちいずれか大きい値が契約者と当社との協議によって定めた値を上回る場合（減少された日を含む１月の減少された日以降の期間については，その期間の最大需要電力等の値が契約者と当社との協議によって定めた値を上回る場合といたします。）は，接続送電サービス契約電力は，その上回る最大需要電力等の値といたします。
(ﾛ) 低圧で供給する場合で，契約者が電灯または小型機器を使用する需要者に供給し，かつ，契約者が希望されるときは，(ｲ)にかかわらず，次により，接続送電サービス契約電流または接続送電サービス契約容量（６キロボルトアンペア以上となるときに限ります。）を定め，接続送電サービス契約電力に代えて適用いたします。	(ﾛ) 低圧で供給する場合で，契約者が電灯または小型機器を使用する需要者に供給し，かつ，契約者が希望されるときは，(ｲ)にかかわらず，次により，接続送電サービス契約電流または接続送電サービス契約容量（６キロボルトアンペア以上となるときに限ります。）を定め，接続送電サービス契約電力に代えて適用いたします。
a　接続送電サービス契約電流	a　接続送電サービス契約電流
(a) 接続送電サービス契約電流は，５アンペア，１０アンペア，１５アンペア，２０アンペア，３０アンペア，４０アンペア，５０アンペアまたは６０アンペアのいずれかとし，契約者の申出によって定めます。	(a) 接続送電サービス契約電流は，５アンペア，１０アンペア，１５アンペア，２０アンペア，３０アンペア，４０アンペア，５０アンペアまたは６０アンペアのいずれかとし，契約者の申出によって定めます。
(b) 当社は，接続送電サービス契約電流に応じて電流制限器その他の適当な装置（以下「電流制限器等」といいます。）または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし，契約者または需要者において使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が接続送電サービス契約電流をこえるおそれがないと	(b) 当社は，接続送電サービス契約電流に応じて電流制限器その他の適当な装置（以下「電流制限器等」といいます。）または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし，契約者または需要者において使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が接続送電サービス契約電流をこえるおそれがないと

託送供給等約款(2024.10.1 実施)	託送供給等約款(2025.4.1 実施)
認められる場合には，当社は，電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。	認められる場合には，当社は，電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。
b　接続送電サービス契約容量	b　接続送電サービス契約容量
接続送電サービス契約容量は，契約主開閉器の定格電流にもとづき，別表３（契約電力および契約容量の算定方法）により算定された値といたします。この場合，あらかじめ契約主開閉器を設定していただきます。	接続送電サービス契約容量は，契約主開閉器の定格電流にもとづき，別表３（契約電力および契約容量の算定方法）により算定された値といたします。この場合，あらかじめ契約主開閉器を設定していただきます。
なお，当社は，契約主開閉器が制限できる電流を，必要に応じて確認いたします。	なお，当社は，契約主開閉器が制限できる電流を，必要に応じて確認いたします。
(ハ) 低圧で供給する場合で，契約者が動力を使用する需要者に供給し，かつ，契約者が希望されるときの接続送電サービス契約電力は，(イ)にかかわらず，契約主開閉器の定格電流にもとづき，別表３（契約電力および契約容量の算定方法）により算定された値といたします。この場合，あらかじめ契約主開閉器を設定していただきます。	(ハ) 低圧で供給する場合で，契約者が動力を使用する需要者に供給し，かつ，契約者が希望されるときの接続送電サービス契約電力は，(イ)にかかわらず，契約主開閉器の定格電流にもとづき，別表３（契約電力および契約容量の算定方法）により算定された値といたします。この場合，あらかじめ契約主開閉器を設定していただきます。
なお，当社は，契約主開閉器が制限できる電流を，必要に応じて確認いたします。	なお，当社は，契約主開閉器が制限できる電流を，必要に応じて確認いたします。
(ニ) (イ)の適用後１年に満たない場合は，(ロ)または(ハ)を適用いたしません。また，(ロ)または(ハ)の適用後１年に満たない場合は，(イ)を適用いたしません。	(ニ) (イ)の適用後１年に満たない場合は，(ロ)または(ハ)を適用いたしません。また，(ロ)または(ハ)の適用後１年に満たない場合は，(イ)を適用いたしません。
(ホ) 需要場所における主開閉器（低圧で供給する場合に限ります。），負荷設備または受電設備を変更される場合は，52（契約の変更）に準じて，あらかじめ申し出ていただきます。	(ホ) 需要場所における主開閉器（低圧で供給する場合に限ります。），負荷設備または受電設備を変更される場合は，52（契約の変更）に準じて，あらかじめ申し出ていただきます。
(ヘ)分割接続供給の場合におけるそれぞれの契約者に係る接続送電サービス契約電力は，次のとおりといたします。	(ヘ)分割接続供給の場合におけるそれぞれの契約者に係る接続送電サービス契約電力は，次のとおりといたします。
a　15（供給および契約の単位）(2)イにより当社が分割接続供給を行なう場合	a　15（供給および契約の単位）(2)イにより当社が分割接続供給を行なう場合
非需要追随供給者に係る接続送電サービス契約電力は，双方の契約者と当社との協議によって定め，需要追随供給者に係る接続送電サービス契約電力は，31（電力および電力量の算定）(19)ロ(イ)または(ロ)で定める最大需要電力等を用いて，イ(イ)に準じて定めます。	非需要追随供給者に係る接続送電サービス契約電力は，双方の契約者と当社との協議によって定め，需要追随供給者に係る接続送電サービス契約電力は，31（電力および電力量の算定）(19)ロ(イ)または(ロ)で定める最大需要電力等を用いて，イ(イ)に準じて定めます。
b　15（供給および契約の単位）(2)ロにより当社が分割接続供給を行なう場合	b　15（供給および契約の単位）(2)ロにより当社が分割接続供給を行なう場合
それぞれの契約者に係る接続送電サービス契約電力は，31（電力および電力量の算定）(19)ロ(ハ)で定める最大需要電力等を用いて，イ(イ)に準じて定めます。	それぞれの契約者に係る接続送電サービス契約電力は，31（電力および電力量の算定）(19)ロ(ハ)で定める最大需要電力等を用いて，イ(イ)に準じて定めます。

託送供給等約款(2024.10.1 実施)	託送供給等約款(2025.4.1 実施)
ロ　高圧で供給する場合で，接続送電サービス契約電力（分割接続供給の場合は，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用したときの接続送電サービス契約電力といたします。）が５００キロワット以上のときまたは特別高圧で供給する場合 接続送電サービス契約電力は，需要場所における負荷設備および受電設備の内容，１年間を通じての最大の負荷，同一業種の負荷率，操業度等を基準として，契約者と当社との協議によって定めます。 なお，新たに接続送電サービスを使用される場合等で，適当と認められるときは，使用開始の日から１年間については，接続送電サービス契約電力がてい増する場合に限り，段階的に定めることがあります。この場合には，電気の使用計画を文書により申し出ていただきます。 また，分割接続供給の場合におけるそれぞれの契約者に係る接続送電サービス契約電力は，それぞれの契約者と当社との協議によって定めます。	ロ　高圧で供給する場合で，接続送電サービス契約電力（分割接続供給の場合は，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用したときの接続送電サービス契約電力といたします。）が５００キロワット以上のときまたは特別高圧で供給する場合 接続送電サービス契約電力は，需要場所における負荷設備および受電設備の内容，１年間を通じての最大の負荷，同一業種の負荷率，操業度等を基準として，契約者と当社との協議によって定めます。 なお，新たに接続送電サービスを使用される場合等で，適当と認められるときは，使用開始の日から１年間については，接続送電サービス契約電力がてい増する場合に限り，段階的に定めることがあります。この場合には，電気の使用計画を文書により申し出ていただきます。 また，分割接続供給の場合におけるそれぞれの契約者に係る接続送電サービス契約電力は，それぞれの契約者と当社との協議によって定めます。
ハ　イ(ｲ)により接続送電サービス契約電力を定めている供給地点について，最大需要電力等が５００キロワット以上となる場合は，接続送電サービス契約電力をロによってすみやかに定めることとし，それまでの間の接続送電サービス契約電力は，イ(ｲ)によって定めます。	ハ　イ(ｲ)により接続送電サービス契約電力を定めている供給地点について，最大需要電力等が５００キロワット以上となる場合は，接続送電サービス契約電力をロによってすみやかに定めることとし，それまでの間の接続送電サービス契約電力は，イ(ｲ)によって定めます。
ニ　高圧または特別高圧で供給する場合で，需要者の発電設備の検査，補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気をあわせて供給するときの接続送電サービス契約電力は，イ，ロまたはハにかかわらず，当該供給分以外の供給分につきイ，ロまたはハに準じて定めた値に，原則として需要者の発電設備の容量を基準として，契約者と当社との協議によって定めた値を加えたものといたします。 なお，当該供給分以外の供給分についてイ(ｲ)に準ずる場合で，需要場所における負荷設備または受電設備を変更されるときは，52（契約の変更）に準じて，あらかじめ申し出ていただきます。 また，分割接続供給の場合で，需要者の発電設備の検査，補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気をあわせて供給するときは，原則として，次のとおりといたします。 (ｲ)15（供給および契約の単位）(2)イにより当社が分割接続供給を行なう場合 当該不足電力の補給にあてるための電気の供給は，需要追随供給者へ行なうものといたします。この場合，需要追随供給者に係る接続送電サ	ニ　高圧または特別高圧で供給する場合で，需要者の発電設備の検査，補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気をあわせて供給するときの接続送電サービス契約電力は，イ，ロまたはハにかかわらず，当該供給分以外の供給分につきイ，ロまたはハに準じて定めた値に，原則として需要者の発電設備の容量を基準として，契約者と当社との協議によって定めた値を加えたものといたします。 なお，当該供給分以外の供給分についてイ(ｲ)に準ずる場合で，需要場所における負荷設備または受電設備を変更されるときは，52（契約の変更）に準じて，あらかじめ申し出ていただきます。 また，分割接続供給の場合で，需要者の発電設備の検査，補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気をあわせて供給するときは，原則として，次のとおりといたします。 (ｲ)15（供給および契約の単位）(2)イにより当社が分割接続供給を行なう場合 当該不足電力の補給にあてるための電気の供給は，需要追随供給者へ行なうものといたします。この場合，需要追随供給者に係る接続送電サ

託送供給等約款(2024.10.1 実施)	託送供給等約款(2025.4.1 実施)
ービス契約電力は，イ，ロまたはハにかかわらず，当該供給分以外の供給分につきイ，ロまたはハに準じて定めた値に，需要者の発電設備の容量を基準として，需要追随供給者と当社との協議によって定めた値を加えたものといたします。	ービス契約電力は，イ，ロまたはハにかかわらず，当該供給分以外の供給分につきイ，ロまたはハに準じて定めた値に，需要者の発電設備の容量を基準として，需要追随供給者と当社との協議によって定めた値を加えたものといたします。
(ﾛ)15（供給および契約の単位）(2)ロにより当社が分割接続供給を行なう場合 当該不足電力の補給にあてるための電気の供給は，双方の契約者へ行なうものといたします。この場合，双方の契約者に係る接続送電サービス契約電力は，イ，ロまたはハにかかわらず，当該供給分以外の供給分につきイ，ロまたはハに準じて定めた値に，需要者の発電設備の容量を基準として，それぞれの契約者と当社との協議によって定めた値（双方の契約者に係る接続送電サービスにおいて，同じ値といたします。）を加えたものといたします。	(ﾛ)15（供給および契約の単位）(2)ロにより当社が分割接続供給を行なう場合 当該不足電力の補給にあてるための電気の供給は，双方の契約者へ行なうものといたします。この場合，双方の契約者に係る接続送電サービス契約電力は，イ，ロまたはハにかかわらず，当該供給分以外の供給分につきイ，ロまたはハに準じて定めた値に，需要者の発電設備の容量を基準として，それぞれの契約者と当社との協議によって定めた値（双方の契約者に係る接続送電サービスにおいて，同じ値といたします。）を加えたものといたします。
(3) 接続送電サービス料金 接続送電サービス料金は，供給地点ごとに，供給電圧および接続送電サービスの種別に応じて，次の各項により算定いたします。ただし，１供給地点につき２以上の接続送電サービスをあわせて契約する場合または１接続送電サービスにつき２以上の供給地点となる場合の接続送電サービス料金は，接続送電サービスごとに算定いたします。 なお，分割接続供給の場合は，それぞれの契約者に係る接続送電サービス料金とあわせて，33（料金の算定）(12)にもとづき料金の調整を行なうために，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用したときの接続送電サービス料金を算定いたします。	(3) 接続送電サービス料金 接続送電サービス料金は，供給地点ごとに，供給電圧および接続送電サービスの種別に応じて，次の各項により算定いたします。ただし，１供給地点につき２以上の接続送電サービスをあわせて契約する場合または１接続送電サービスにつき２以上の供給地点となる場合の接続送電サービス料金は，接続送電サービスごとに算定いたします。 なお，分割接続供給の場合は，それぞれの契約者に係る接続送電サービス料金とあわせて，33（料金の算定）(12)にもとづき料金の調整を行なうために，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用したときの接続送電サービス料金を算定いたします。
イ　低圧で供給する場合 (ｲ) 電灯定額接続送電サービス a　適用範囲 契約者が電灯または小型機器を使用する需要者に供給する場合で，その総容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，各契約負荷設備ごとに別表４〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）が４００ボルトアンペア以下であるときに適用いたします。 b　供給電気方式および供給電圧 供給電気方式および供給電圧は，交流単相２線式標準電圧１００ボルトまたは２００ボルトといたします。ただし，特別の事情がある場合には，交流単相３線式標準電圧１００ボルトおよび２００ボルトと	イ　低圧で供給する場合 (ｲ) 電灯定額接続送電サービス a　適用範囲 契約者が電灯または小型機器を使用する需要者に供給する場合で，その総容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，各契約負荷設備ごとに別表４〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）が４００ボルトアンペア以下であるときに適用いたします。 b　供給電気方式および供給電圧 供給電気方式および供給電圧は，交流単相２線式標準電圧１００ボルトまたは２００ボルトといたします。ただし，特別の事情がある場合には，交流単相３線式標準電圧１００ボルトおよび２００ボルトと

託送供給等約款(2024.10.1 実施)	託送供給等約款(2025.4.1 実施)

することがあります。

c　契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

d　接続送電サービス料金

接続送電サービス料金は，電灯料金および小型機器料金の合計といたします。ただし，電灯料金または小型機器料金は，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表５（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表５（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

(a) 電灯料金

ｉ　電灯料金は，各契約負荷設備ごとに１月につき次のとおりといたします。

10 ﾜｯﾄまでの１灯につき	３５円０４銭
10 ﾜｯﾄをこえ 20 ﾜｯﾄまでの１灯につき	７０円０７銭
20 ﾜｯﾄをこえ 40 ﾜｯﾄまでの１灯につき	１４０円１４銭
40 ﾜｯﾄをこえ 60 ﾜｯﾄまでの１灯につき	２１０円２０銭
60 ﾜｯﾄをこえ 100 ﾜｯﾄまでの１灯につき	３５０円３４銭
100 ﾜｯﾄをこえる１灯につき 100 ﾜｯﾄまでごとに	３５０円３４銭

ⅱ　ネオン管灯，けい光灯，水銀灯等は，管灯および付属装置を一括して容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，別表４〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）を算定し，その容量につき１ボルトアンペアを１ワットとみなして電灯料金を適用いたします。

ⅲ　多灯式けい光灯等は，その合計によって容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，別表４〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）を算定し，

することがあります。

c　契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

d　接続送電サービス料金

接続送電サービス料金は，電灯料金および小型機器料金の合計といたします。ただし，電灯料金または小型機器料金は，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表５（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表５（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

(a) 電灯料金

ｉ　電灯料金は，各契約負荷設備ごとに１月につき次のとおりといたします。

10 ﾜｯﾄまでの１灯につき	３５円０４銭
10 ﾜｯﾄをこえ 20 ﾜｯﾄまでの１灯につき	７０円０７銭
20 ﾜｯﾄをこえ 40 ﾜｯﾄまでの１灯につき	１４０円１４銭
40 ﾜｯﾄをこえ 60 ﾜｯﾄまでの１灯につき	２１０円２０銭
60 ﾜｯﾄをこえ 100 ﾜｯﾄまでの１灯につき	３５０円３４銭
100 ﾜｯﾄをこえる１灯につき 100 ﾜｯﾄまでごとに	３５０円３４銭

ⅱ　ネオン管灯，けい光灯，水銀灯等は，管灯および付属装置を一括して容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，別表４〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）を算定し，その容量につき１ボルトアンペアを１ワットとみなして電灯料金を適用いたします。

ⅲ　多灯式けい光灯等は，その合計によって容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，別表４〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）を算定し，

託送供給等約款(2024.10.1 実施)	託送供給等約款(2025.4.1 実施)
その容量につき１ボルトアンペアを１ワットとみなして電灯料金を適用いたします。 (b) 小型機器料金 小型機器料金は，各契約負荷設備ごとにその容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，別表４〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）に応じ１月につき次のとおりといたします。	その容量につき１ボルトアンペアを１ワットとみなして電灯料金を適用いたします。 (b) 小型機器料金 小型機器料金は，各契約負荷設備ごとにその容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，別表４〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）に応じ１月につき次のとおりといたします。
50ﾎﾞﾙﾄｱﾝﾍﾟｱまでの１機器につき：１０４円６４銭 50ﾎﾞﾙﾄｱﾝﾍﾟｱをこえ100ﾎﾞﾙﾄｱﾝﾍﾟｱまでの１機器につき：２０９円２９銭 100ﾎﾞﾙﾄｱﾝﾍﾟｱをこえる１機器につき100ﾎﾞﾙﾄｱﾝﾍﾟｱまでごとに：２０９円２９銭	50ﾎﾞﾙﾄｱﾝﾍﾟｱまでの１機器につき：１０４円６４銭 50ﾎﾞﾙﾄｱﾝﾍﾟｱをこえ100ﾎﾞﾙﾄｱﾝﾍﾟｱまでの１機器につき：２０９円２９銭 100ﾎﾞﾙﾄｱﾝﾍﾟｱをこえる１機器につき100ﾎﾞﾙﾄｱﾝﾍﾟｱまでごとに：２０９円２９銭
e　その他 特別の事情がある場合は，契約者と当社との協議によって，(ﾛ) a (c)，(ﾊ) a または(ﾆ) a にかかわらず，電灯標準接続送電サービス，電灯時間帯別接続送電サービスまたは電灯従量接続送電サービス（自己等への電気の供給の用に供する接続供給の場合に限ります。）を適用することがあります。 (ﾛ) 電灯標準接続送電サービス a　適用範囲 契約者が電灯または小型機器を使用する需要者に供給する場合で，次のいずれにも該当するときに適用いたします。 (a) (2)イ(ｲ)により接続送電サービス契約電力を定める場合は接続送電サービス契約電力が原則として５０キロワット未満であり，(2)イ(ﾛ) b により接続送電サービス契約容量を定める場合は接続送電サービス契約容量が原則として５０キロボルトアンペア未満であること。 (b) １需要場所において，動力標準接続送電サービス，動力時間帯別接続送電サービスまたは動力従量接続送電サービスとあわせて契約する場合は，接続送電サービス契約電力の合計または接続送電サービス契約電力と接続送電サービス契約電流もしくは接続送電サービス契約容量との合計（この場合，１０アンペアおよび１キロボルトアンペアを１キロワットとみなします。）が原則として５０キロワット未満であること。	e　その他 特別の事情がある場合は，契約者と当社との協議によって，(ﾛ) a (c)，(ﾊ) a または(ﾆ) a にかかわらず，電灯標準接続送電サービス，電灯時間帯別接続送電サービスまたは電灯従量接続送電サービス（自己等への電気の供給の用に供する接続供給の場合に限ります。）を適用することがあります。 (ﾛ) 電灯標準接続送電サービス a　適用範囲 契約者が電灯または小型機器を使用する需要者に供給する場合で，次のいずれにも該当するときに適用いたします。 (a) (2)イ(ｲ)により接続送電サービス契約電力を定める場合は接続送電サービス契約電力が原則として５０キロワット未満であり，(2)イ(ﾛ) b により接続送電サービス契約容量を定める場合は接続送電サービス契約容量が原則として５０キロボルトアンペア未満であること。 (b) １需要場所において，動力標準接続送電サービス，動力時間帯別接続送電サービスまたは動力従量接続送電サービスとあわせて契約する場合は，接続送電サービス契約電力の合計または接続送電サービス契約電力と接続送電サービス契約電流もしくは接続送電サービス契約容量との合計（この場合，１０アンペアおよび１キロボルトアンペアを１キロワットとみなします。）が原則として５０キロワット未満であること。

託送供給等約款(2024.10.1 実施)	託送供給等約款(2025.4.1 実施)
(c) 電灯定額接続送電サービスを適用できないこと。 ただし，契約者が希望され，かつ，電気の使用状態，当社の供給設備の状況等から当社が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めた場合は，(a)および(c)に該当し，かつ，(b)の接続送電サービス契約電力の合計または接続送電サービス契約電力と接続送電サービス契約電流もしくは接続送電サービス契約容量との合計（この場合，１０アンペアおよび１キロボルトアンペアを１キロワットとみなします。）が５０キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合，当社は，需要者の土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。 b　供給電気方式および供給電圧 供給電気方式および供給電圧は，交流単相２線式標準電圧１００ボルトもしくは２００ボルトまたは交流単相３線式標準電圧１００ボルトおよび２００ボルトといたします。ただし，技術上やむをえない場合には，交流３相３線式標準電圧２００ボルトとすることがあります。 c　接続送電サービス料金 接続送電サービス料金は，基本料金および電力量料金の合計といたします。ただし，電力量料金は，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表５（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ヘによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表５（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ヘによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。 (a) 基本料金 基本料金は，１月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。 ｉ　(2)イ(ｲ)により接続送電サービス契約電力を定める場合 接続送電ｻｰﾋﾞｽ契約電力１ｷﾛﾜｯﾄにつき　２４２円００銭 ただし，接続送電サービス契約電力が０．５キロワットの場合	(c) 電灯定額接続送電サービスを適用できないこと。 ただし，契約者が希望され，かつ，電気の使用状態，当社の供給設備の状況等から当社が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めた場合は，(a)および(c)に該当し，かつ，(b)の接続送電サービス契約電力の合計または接続送電サービス契約電力と接続送電サービス契約電流もしくは接続送電サービス契約容量との合計（この場合，１０アンペアおよび１キロボルトアンペアを１キロワットとみなします。）が５０キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合，当社は，需要者の土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。 b　供給電気方式および供給電圧 供給電気方式および供給電圧は，交流単相２線式標準電圧１００ボルトもしくは２００ボルトまたは交流単相３線式標準電圧１００ボルトおよび２００ボルトといたします。ただし，技術上やむをえない場合には，交流３相３線式標準電圧２００ボルトとすることがあります。 c　接続送電サービス料金 接続送電サービス料金は，基本料金および電力量料金の合計といたします。ただし，電力量料金は，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表５（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ヘによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表５（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ヘによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。 (a) 基本料金 基本料金は，１月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。 ｉ　(2)イ(ｲ)により接続送電サービス契約電力を定める場合 接続送電ｻｰﾋﾞｽ契約電力１ｷﾛﾜｯﾄにつき　２４２円００銭 ただし，接続送電サービス契約電力が０．５キロワットの場合

託送供給等約款(2024.10.1 実施)	託送供給等約款(2025.4.1 実施)
の基本料金は，接続送電サービス契約電力が１キロワットの場合の基本料金の半額といたします。 ii　(2)イ(ﾛ)により接続送電サービス契約電流または接続送電サービス契約容量を定める場合	の基本料金は，接続送電サービス契約電力が１キロワットの場合の基本料金の半額といたします。 ii　(2)イ(ﾛ)により接続送電サービス契約電流または接続送電サービス契約容量を定める場合
接続送電ｻｰﾋﾞｽ契約容量１ｷﾛﾎﾞﾙﾄｱﾝﾍﾟｱにつき：１９２円５０銭	接続送電ｻｰﾋﾞｽ契約容量１ｷﾛﾎﾞﾙﾄｱﾝﾍﾟｱにつき：１９２円５０銭
ただし，(2)イ(ﾛ) a により接続送電サービス契約電流を定める場合は，基本料金の算定上，１０アンペアを１キロボルトアンペアとみなします。また，接続送電サービス契約電流が５アンペアまたは１５アンペアの場合の基本料金は，次のとおりといたします。	ただし，(2)イ(ﾛ) a により接続送電サービス契約電流を定める場合は，基本料金の算定上，１０アンペアを１キロボルトアンペアとみなします。また，接続送電サービス契約電流が５アンペアまたは１５アンペアの場合の基本料金は，次のとおりといたします。
接続送電ｻｰﾋﾞｽ契約電流５ｱﾝﾍﾟｱ：９６円２５銭 接続送電ｻｰﾋﾞｽ契約電流15ｱﾝﾍﾟｱ：２８８円７５銭	接続送電ｻｰﾋﾞｽ契約電流５ｱﾝﾍﾟｱ：９６円２５銭 接続送電ｻｰﾋﾞｽ契約電流15ｱﾝﾍﾟｱ：２８８円７５銭
(b) 電力量料金 電力量料金は，その１月の接続供給電力量によって算定いたします。	(b) 電力量料金 電力量料金は，その１月の接続供給電力量によって算定いたします。
１ｷﾛﾜｯﾄ時につき：６円８３銭	１ｷﾛﾜｯﾄ時につき：６円８３銭
(ﾊ) 電灯時間帯別接続送電サービス a　適用範囲 (ﾛ) a の適用範囲に該当し，契約者が希望される場合に適用いたします。 b　供給電気方式および供給電圧 供給電気方式および供給電圧は，交流単相２線式標準電圧１００ボルトもしくは２００ボルトまたは交流単相３線式標準電圧１００ボルトおよび２００ボルトといたします。ただし，技術上やむをえない場合には，交流３相３線式標準電圧２００ボルトとすることがあります。 c　接続送電サービス料金 接続送電サービス料金は，基本料金および電力量料金の合計といたします。ただし，電力量料金は，別表５（離島ユニバーサルサービス	(ﾊ) 電灯時間帯別接続送電サービス a　適用範囲 (ﾛ) a の適用範囲に該当し，契約者が希望される場合に適用いたします。 b　供給電気方式および供給電圧 供給電気方式および供給電圧は，交流単相２線式標準電圧１００ボルトもしくは２００ボルトまたは交流単相３線式標準電圧１００ボルトおよび２００ボルトといたします。ただし，技術上やむをえない場合には，交流３相３線式標準電圧２００ボルトとすることがあります。 c　接続送電サービス料金 接続送電サービス料金は，基本料金および電力量料金の合計といたします。ただし，電力量料金は，別表５（離島ユニバーサルサービス

託送供給等約款(2024.10.1 実施)	託送供給等約款(2025.4.1 実施)
調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表５（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表５（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。	調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表５（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表５（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。
(a) 基本料金 基本料金は，1 月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。 ⅰ (2)イ(ｲ)により接続送電サービス契約電力を定める場合	(a) 基本料金 基本料金は，1 月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。 ⅰ (2)イ(ｲ)により接続送電サービス契約電力を定める場合
接続送電ｻｰﾋﾞｽ契約電力１ｷﾛﾜｯﾄにつき ２４２円００銭	接続送電ｻｰﾋﾞｽ契約電力１ｷﾛﾜｯﾄにつき ２４２円００銭
ただし，接続送電サービス契約電力が０．５キロワットの場合の基本料金は，接続送電サービス契約電力が１キロワットの場合の基本料金の半額といたします。	ただし，接続送電サービス契約電力が０．５キロワットの場合の基本料金は，接続送電サービス契約電力が１キロワットの場合の基本料金の半額といたします。
ⅱ (2)イ(ﾛ)により接続送電サービス契約電流または接続送電サービス契約容量を定める場合	ⅱ (2)イ(ﾛ)により接続送電サービス契約電流または接続送電サービス契約容量を定める場合
接続送電ｻｰﾋﾞｽ契約容量１ｷﾛﾎﾞﾙﾄｱﾝﾍﾟｱにつき １９２円５０銭	接続送電ｻｰﾋﾞｽ契約容量１ｷﾛﾎﾞﾙﾄｱﾝﾍﾟｱにつき １９２円５０銭
ただし，(2)イ(ﾛ) a により接続送電サービス契約電流を定める場合は，基本料金の算定上，１０アンペアを１キロボルトアンペアとみなします。また，接続送電サービス契約電流が５アンペアまたは１５アンペアの場合の基本料金は，次のとおりといたします。	ただし，(2)イ(ﾛ) a により接続送電サービス契約電流を定める場合は，基本料金の算定上，１０アンペアを１キロボルトアンペアとみなします。また，接続送電サービス契約電流が５アンペアまたは１５アンペアの場合の基本料金は，次のとおりといたします。
接続送電ｻｰﾋﾞｽ契約電流 5 ｱﾝﾍﾟｱ ９６円２５銭 接続送電ｻｰﾋﾞｽ契約電流 15 ｱﾝﾍﾟｱ ２８８円７５銭	接続送電ｻｰﾋﾞｽ契約電流 5 ｱﾝﾍﾟｱ ９６円２５銭 接続送電ｻｰﾋﾞｽ契約電流 15 ｱﾝﾍﾟｱ ２８８円７５銭
(b) 電力量料金	(b) 電力量料金

託送供給等約款(2024.10.1 実施)	託送供給等約款(2025.4.1 実施)
電力量料金は，その１月の時間帯別の接続供給電力量によって算定いたします。 ｉ　昼間時間	電力量料金は，その１月の時間帯別の接続供給電力量によって算定いたします。 ｉ　昼間時間
１ｷﾛﾜｯﾄ時につき　７円１６銭	１ｷﾛﾜｯﾄ時につき　７円１６銭
ⅱ　夜間時間	ⅱ　夜間時間
１ｷﾛﾜｯﾄ時につき　６円４５銭	１ｷﾛﾜｯﾄ時につき　６円４５銭
(ﾆ) 電灯従量接続送電サービス a　適用範囲 (ﾛ) a の適用範囲に該当し，自己等への電気の供給の用に供する接続供給の場合で，契約者が希望されるときに適用いたします。 b　供給電気方式および供給電圧 供給電気方式および供給電圧は，交流単相２線式標準電圧１００ボルトもしくは２００ボルトまたは交流単相３線式標準電圧１００ボルトおよび２００ボルトといたします。ただし，技術上やむをえない場合には，交流３相３線式標準電圧２００ボルトとすることがあります。 c　接続送電サービス料金 接続送電サービス料金は，その１月の接続供給電力量によって算定いたします。ただし，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表５（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ヘによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表５（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ヘによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。	(ﾆ) 電灯従量接続送電サービス a　適用範囲 (ﾛ) a の適用範囲に該当し，自己等への電気の供給の用に供する接続供給の場合で，契約者が希望されるときに適用いたします。 b　供給電気方式および供給電圧 供給電気方式および供給電圧は，交流単相２線式標準電圧１００ボルトもしくは２００ボルトまたは交流単相３線式標準電圧１００ボルトおよび２００ボルトといたします。ただし，技術上やむをえない場合には，交流３相３線式標準電圧２００ボルトとすることがあります。 c　接続送電サービス料金 接続送電サービス料金は，その１月の接続供給電力量によって算定いたします。ただし，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表５（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ヘによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表５（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ヘによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。
１ｷﾛﾜｯﾄ時につき　１０円８０銭	１ｷﾛﾜｯﾄ時につき　１０円８０銭
(ﾎ) 動力標準接続送電サービス a　適用範囲	(ﾎ) 動力標準接続送電サービス a　適用範囲

託送供給等約款(2024.10.1 実施)	託送供給等約款(2025.4.1 実施)
契約者が動力を使用する需要者に供給する場合で，次のいずれにも該当するときに適用いたします。 (a) 接続送電サービス契約電力が原則として５０キロワット未満であること。 (b) １需要場所において，電灯標準接続送電サービス，電灯時間帯別接続送電サービスまたは電灯従量接続送電サービスとあわせて契約する場合は，接続送電サービス契約電力の合計または接続送電サービス契約電力と接続送電サービス契約電流もしくは接続送電サービス契約容量との合計（この場合，１０アンペアおよび１キロボルトアンペアを１キロワットとみなします。）が原則として５０キロワット未満であること。 ただし，契約者が希望され，かつ，電気の使用状態，当社の供給設備の状況等から当社が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めた場合は，(a)に該当し，かつ，(b)の接続送電サービス契約電力の合計または接続送電サービス契約電力と接続送電サービス契約電流もしくは接続送電サービス契約容量との合計（この場合，１０アンペアおよび１キロボルトアンペアを１キロワットとみなします。）が５０キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合，当社は，需要者の土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。 b　供給電気方式および供給電圧 供給電気方式および供給電圧は，交流３相３線式標準電圧２００ボルトといたします。ただし，技術上やむをえない場合には，交流単相２線式標準電圧１００ボルトもしくは２００ボルトまたは交流単相３線式標準電圧１００ボルトおよび２００ボルトとすることがあります。 c　接続送電サービス料金 接続送電サービス料金は，基本料金および電力量料金の合計といたします。ただし，電力量料金は，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表５（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表５（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基	契約者が動力を使用する需要者に供給する場合で，次のいずれにも該当するときに適用いたします。 (a) 接続送電サービス契約電力が原則として５０キロワット未満であること。 (b) １需要場所において，電灯標準接続送電サービス，電灯時間帯別接続送電サービスまたは電灯従量接続送電サービスとあわせて契約する場合は，接続送電サービス契約電力の合計または接続送電サービス契約電力と接続送電サービス契約電流もしくは接続送電サービス契約容量との合計（この場合，１０アンペアおよび１キロボルトアンペアを１キロワットとみなします。）が原則として５０キロワット未満であること。 ただし，契約者が希望され，かつ，電気の使用状態，当社の供給設備の状況等から当社が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めた場合は，(a)に該当し，かつ，(b)の接続送電サービス契約電力の合計または接続送電サービス契約電力と接続送電サービス契約電流もしくは接続送電サービス契約容量との合計（この場合，１０アンペアおよび１キロボルトアンペアを１キロワットとみなします。）が５０キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合，当社は，需要者の土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。 b　供給電気方式および供給電圧 供給電気方式および供給電圧は，交流３相３線式標準電圧２００ボルトといたします。ただし，技術上やむをえない場合には，交流単相２線式標準電圧１００ボルトもしくは２００ボルトまたは交流単相３線式標準電圧１００ボルトおよび２００ボルトとすることがあります。 c　接続送電サービス料金 接続送電サービス料金は，基本料金および電力量料金の合計といたします。ただし，電力量料金は，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表５（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表５（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基

託送供給等約款(2024.10.1 実施)	託送供給等約款(2025.4.1 実施)
準燃料価格を上回る場合は，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。 (a) 基本料金 基本料金は，１月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。 ⅰ (2)イ(ｲ)により接続送電サービス契約電力を定める場合 接続送電ｻｰﾋﾞｽ契約電力１ｷﾛﾜｯﾄにつき ５３９円００銭 ただし，接続送電サービス契約電力が０．５キロワットの場合の基本料金は，接続送電サービス契約電力が１キロワットの場合の基本料金の半額といたします。 ⅱ (2)イ(ﾊ)により接続送電サービス契約電力を定める場合 接続送電ｻｰﾋﾞｽ契約電力１ｷﾛﾜｯﾄにつき ３９６円００銭 ただし，接続送電サービス契約電力が０．５キロワットの場合の基本料金は，接続送電サービス契約電力が１キロワットの場合の基本料金の半額といたします。 (b) 電力量料金 電力量料金は，その１月の接続供給電力量によって算定いたします。 １ｷﾛﾜｯﾄ時につき ４円６９銭 (c) その他 接続供給電力量が僅少であるため計量できないことが見込まれる場合等特別の事情がある場合で，当社が適当と認めるときは，基本料金のみといたします。 d その他 変圧器，発電設備等その他を介して，電灯または小型機器を使用することはできません。 (ﾍ) 動力時間帯別接続送電サービス a 適用範囲 (ﾎ) a の適用範囲に該当し，契約者が希望される場合に適用いたしま	準燃料価格を上回る場合は，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。 (a) 基本料金 基本料金は，１月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。 ⅰ (2)イ(ｲ)により接続送電サービス契約電力を定める場合 接続送電ｻｰﾋﾞｽ契約電力１ｷﾛﾜｯﾄにつき ５３９円００銭 ただし，接続送電サービス契約電力が０．５キロワットの場合の基本料金は，接続送電サービス契約電力が１キロワットの場合の基本料金の半額といたします。 ⅱ (2)イ(ﾊ)により接続送電サービス契約電力を定める場合 接続送電ｻｰﾋﾞｽ契約電力１ｷﾛﾜｯﾄにつき ３９６円００銭 ただし，接続送電サービス契約電力が０．５キロワットの場合の基本料金は，接続送電サービス契約電力が１キロワットの場合の基本料金の半額といたします。 (b) 電力量料金 電力量料金は，その１月の接続供給電力量によって算定いたします。 １ｷﾛﾜｯﾄ時につき ４円６９銭 (c) その他 接続供給電力量が僅少であるため計量できないことが見込まれる場合等特別の事情がある場合で，当社が適当と認めるときは，基本料金のみといたします。 d その他 変圧器，発電設備等その他を介して，電灯または小型機器を使用することはできません。 (ﾍ) 動力時間帯別接続送電サービス a 適用範囲 (ﾎ) a の適用範囲に該当し，契約者が希望される場合に適用いたしま

託送供給等約款(2024.10.1 実施)	託送供給等約款(2025.4.1 実施)
す。 b　供給電気方式および供給電圧 供給電気方式および供給電圧は，交流３相３線式標準電圧２００ボルトといたします。ただし，技術上やむをえない場合には，交流単相２線式標準電圧１００ボルトもしくは２００ボルトまたは交流単相３線式標準電圧１００ボルトおよび２００ボルトとすることがあります。 c　接続送電サービス料金 接続送電サービス料金は，基本料金および電力量料金の合計といたします。ただし，電力量料金は，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表５（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表５（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。 (a) 基本料金 基本料金は，１月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。 ｉ　(2)イ(ｲ)により接続送電サービス契約電力を定める場合 接続送電ｻｰﾋﾞｽ契約電力１ｷﾛﾜｯﾄにつき　５３９円００銭 ただし，接続送電サービス契約電力が０．５キロワットの場合の基本料金は，接続送電サービス契約電力が１キロワットの場合の基本料金の半額といたします。 ⅱ　(2)イ(ﾊ)により接続送電サービス契約電力を定める場合 接続送電ｻｰﾋﾞｽ契約電力１ｷﾛﾜｯﾄにつき　３９６円００銭 ただし，接続送電サービス契約電力が０．５キロワットの場合の基本料金は，接続送電サービス契約電力が１キロワットの場合の基本料金の半額といたします。	す。 b　供給電気方式および供給電圧 供給電気方式および供給電圧は，交流３相３線式標準電圧２００ボルトといたします。ただし，技術上やむをえない場合には，交流単相２線式標準電圧１００ボルトもしくは２００ボルトまたは交流単相３線式標準電圧１００ボルトおよび２００ボルトとすることがあります。 c　接続送電サービス料金 接続送電サービス料金は，基本料金および電力量料金の合計といたします。ただし，電力量料金は，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表５（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表５（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。 (a) 基本料金 基本料金は，１月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。 ｉ　(2)イ(ｲ)により接続送電サービス契約電力を定める場合 接続送電ｻｰﾋﾞｽ契約電力１ｷﾛﾜｯﾄにつき　５３９円００銭 ただし，接続送電サービス契約電力が０．５キロワットの場合の基本料金は，接続送電サービス契約電力が１キロワットの場合の基本料金の半額といたします。 ⅱ　(2)イ(ﾊ)により接続送電サービス契約電力を定める場合 接続送電ｻｰﾋﾞｽ契約電力１ｷﾛﾜｯﾄにつき　３９６円００銭 ただし，接続送電サービス契約電力が０．５キロワットの場合の基本料金は，接続送電サービス契約電力が１キロワットの場合の基本料金の半額といたします。

託送供給等約款(2024.10.1 実施)	託送供給等約款(2025.4.1 実施)
(b) 電力量料金 電力量料金は，その１月の時間帯別の接続供給電力量によって算定いたします。 ⅰ　昼間時間 １ｷﾛﾜｯﾄ時につき　４円９０銭 ⅱ　夜間時間 １ｷﾛﾜｯﾄ時につき　４円４３銭	(b) 電力量料金 電力量料金は，その１月の時間帯別の接続供給電力量によって算定いたします。 ⅰ　昼間時間 １ｷﾛﾜｯﾄ時につき　４円９０銭 ⅱ　夜間時間 １ｷﾛﾜｯﾄ時につき　４円４３銭
(c) その他 接続供給電力量が僅少であるため計量できないことが見込まれる場合等特別の事情がある場合で，当社が適当と認めるときは，基本料金のみといたします。 d　その他 変圧器，発電設備等その他を介して，電灯または小型機器を使用することはできません。	(c) その他 接続供給電力量が僅少であるため計量できないことが見込まれる場合等特別の事情がある場合で，当社が適当と認めるときは，基本料金のみといたします。 d　その他 変圧器，発電設備等その他を介して，電灯または小型機器を使用することはできません。
(ﾄ) 動力従量接続送電サービス a　適用範囲 (ﾎ) a の適用範囲に該当し，自己等への電気の供給の用に供する接続供給の場合で，契約者が希望されるときに適用いたします。 b　供給電気方式および供給電圧 供給電気方式および供給電圧は，交流３相３線式標準電圧２００ボルトといたします。ただし，技術上やむをえない場合には，交流単相２線式標準電圧１００ボルトもしくは２００ボルトまたは交流単相３線式標準電圧１００ボルトおよび２００ボルトとすることがあります。 c　接続送電サービス料金 接続送電サービス料金は，その１月の接続供給電力量によって算定いたします。ただし，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表５（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が	(ﾄ) 動力従量接続送電サービス a　適用範囲 (ﾎ) a の適用範囲に該当し，自己等への電気の供給の用に供する接続供給の場合で，契約者が希望されるときに適用いたします。 b　供給電気方式および供給電圧 供給電気方式および供給電圧は，交流３相３線式標準電圧２００ボルトといたします。ただし，技術上やむをえない場合には，交流単相２線式標準電圧１００ボルトもしくは２００ボルトまたは交流単相３線式標準電圧１００ボルトおよび２００ボルトとすることがあります。 c　接続送電サービス料金 接続送電サービス料金は，その１月の接続供給電力量によって算定いたします。ただし，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表５（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が

託送供給等約款(2024.10.1 実施)	託送供給等約款(2025.4.1 実施)
別表５（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。	別表５（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。
１ｷﾛﾜｯﾄ時につき　１３円５２銭	１ｷﾛﾜｯﾄ時につき　１３円５２銭
d　その他 変圧器，発電設備等その他を介して，電灯または小型機器を使用することはできません。	d　その他 変圧器，発電設備等その他を介して，電灯または小型機器を使用することはできません。
ロ　高圧で供給する場合	ロ　高圧で供給する場合
(ｲ) 高圧標準接続送電サービス	(ｲ) 高圧標準接続送電サービス
a　適用範囲 接続送電サービス契約電力（分割接続供給の場合は，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用したときの接続送電サービス契約電力といたします。）が原則として５０キロワット以上であり，かつ，２，０００キロワット未満である場合に適用いたします。ただし，特別の事情がある場合で，契約者の希望があるときは，接続送電サービス契約電力が５０キロワット未満である場合についても適用することがあります。	a　適用範囲 接続送電サービス契約電力（分割接続供給の場合は，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用したときの接続送電サービス契約電力といたします。）が原則として５０キロワット以上であり，かつ，２，０００キロワット未満である場合に適用いたします。ただし，特別の事情がある場合で，契約者の希望があるときは，接続送電サービス契約電力が５０キロワット未満である場合についても適用することがあります。
b　供給電気方式および供給電圧 供給電気方式および供給電圧は，交流３相３線式標準電圧６，０００ボルトといたします。	b　供給電気方式および供給電圧 供給電気方式および供給電圧は，交流３相３線式標準電圧６，０００ボルトといたします。
c　接続送電サービス料金 接続送電サービス料金は，基本料金および電力量料金の合計といたします。ただし，基本料金は，ニによって力率割引または割増しをする場合は，力率割引または割増しをしたものといたします。また，電力量料金は，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表５（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表５（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算	c　接続送電サービス料金 接続送電サービス料金は，基本料金および電力量料金の合計といたします。ただし，基本料金は，ニによって力率割引または割増しをする場合は，力率割引または割増しをしたものといたします。また，電力量料金は，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表５（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表５（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算

託送供給等約款(2024.10.1 実施)	託送供給等約款(2025.4.1 実施)
定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。 (a) 基本料金 基本料金は，１月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合（予備送電サービスによって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は，半額といたします。また，当社が分割接続供給を行なう供給地点において，33 (料金の算定) (12) にもとづき料金の調整を行なうために算定する，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービスの基本料金は，双方の契約者に係る接続送電サービスにおいて，まったく電気を使用しないとき（予備送電サービスによって電気を使用したときを除きます。）に限り，半額といたします。 なお，(2)ニによって接続送電サービス契約電力を定める供給地点において電気を使用された場合で，需要者の発電設備の検査，補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気をまったく使用しないときは，当該供給分に相当する基本料金は，半額といたします。ただし，当社が分割接続供給を行なう供給地点において，33（料金の算定）(12)にもとづき料金の調整を行なうために算定する，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービスにおける当該供給分に相当する基本料金は，双方の契約者に係る接続送電サービスにおいて，需要者の発電設備の検査，補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気をまったく使用しないときに限り，半額といたします。 また，その１月に前月から継続して需要者の発電設備の検査，補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気の供給を受けた期間がある場合で，その期間が前月の当該電気の供給を受けなかった期間を上回らないときは，その期間における当該電気の供給は，前月におけるものとみなします。	定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。 (a) 基本料金 基本料金は，１月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合（予備送電サービスによって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は，半額といたします。また，当社が分割接続供給を行なう供給地点において，33 (料金の算定) (12) にもとづき料金の調整を行なうために算定する，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービスの基本料金は，双方の契約者に係る接続送電サービスにおいて，まったく電気を使用しないとき（予備送電サービスによって電気を使用したときを除きます。）に限り，半額といたします。 なお，(2)ニによって接続送電サービス契約電力を定める供給地点において電気を使用された場合で，需要者の発電設備の検査，補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気をまったく使用しないときは，当該供給分に相当する基本料金は，半額といたします。ただし，当社が分割接続供給を行なう供給地点において，33（料金の算定）(12)にもとづき料金の調整を行なうために算定する，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービスにおける当該供給分に相当する基本料金は，双方の契約者に係る接続送電サービスにおいて，需要者の発電設備の検査，補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気をまったく使用しないときに限り，半額といたします。 また，その１月に前月から継続して需要者の発電設備の検査，補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気の供給を受けた期間がある場合で，その期間が前月の当該電気の供給を受けなかった期間を上回らないときは，その期間における当該電気の供給は，前月におけるものとみなします。
接続送電ｻｰﾋﾞｽ契約電力１ｷﾛﾜｯﾄにつき　７４８円００銭	接続送電ｻｰﾋﾞｽ契約電力１ｷﾛﾜｯﾄにつき　７４８円００銭
(b) 電力量料金 電力量料金は，その１月の接続供給電力量によって算定いたしま	(b) 電力量料金 電力量料金は，その１月の接続供給電力量によって算定いたしま

託送供給等約款(2024.10.1 実施)	託送供給等約款(2025.4.1 実施)
す。 1キロワット時につき　1円76銭 (ロ) 高圧時間帯別接続送電サービス a　適用範囲 (イ) a の適用範囲に該当し，契約者が希望される場合に適用いたします。 b　供給電気方式および供給電圧 供給電気方式および供給電圧は，交流3相3線式標準電圧6，000ボルトといたします。 c　接続送電サービス料金 接続送電サービス料金は，基本料金および電力量料金の合計といたします。ただし，基本料金は，ニによって力率割引または割増しをする場合は，力率割引または割増しをしたものといたします。また，電力量料金は，別表5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。 (a) 基本料金 基本料金は，1月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合（予備送電サービスによって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は，半額といたします。また，当社が分割接続供給を行なう供給地点において，33 (料金の算定) (12) にもとづき料金の調整を行なうために算定する，1供給地点につき，1接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービスの基本料金は，双方の契約者に係る接続送電サービスにおいて，まったく電気を使用しないとき（予備送電サービスによって電気を使用したときを除きます。）に限り，半額といたします。	す。 1キロワット時につき　1円76銭 (ロ) 高圧時間帯別接続送電サービス a　適用範囲 (イ) a の適用範囲に該当し，契約者が希望される場合に適用いたします。 b　供給電気方式および供給電圧 供給電気方式および供給電圧は，交流3相3線式標準電圧6，000ボルトといたします。 c　接続送電サービス料金 接続送電サービス料金は，基本料金および電力量料金の合計といたします。ただし，基本料金は，ニによって力率割引または割増しをする場合は，力率割引または割増しをしたものといたします。また，電力量料金は，別表5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。 (a) 基本料金 基本料金は，1月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合（予備送電サービスによって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は，半額といたします。また，当社が分割接続供給を行なう供給地点において，33 (料金の算定) (12) にもとづき料金の調整を行なうために算定する，1供給地点につき，1接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービスの基本料金は，双方の契約者に係る接続送電サービスにおいて，まったく電気を使用しないとき（予備送電サービスによって電気を使用したときを除きます。）に限り，半額といたします。

託送供給等約款(2024.10.1 実施)	託送供給等約款(2025.4.1 実施)
なお，(2)ニによって接続送電サービス契約電力を定める供給地点において電気を使用された場合で，需要者の発電設備の検査，補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気をまったく使用しないときは，当該供給分に相当する基本料金は，半額といたします。ただし，当社が分割接続供給を行なう供給地点において，33（料金の算定）(12)にもとづき料金の調整を行なうために算定する，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービスにおける当該供給分に相当する基本料金は，双方の契約者に係る接続送電サービスにおいて，需要者の発電設備の検査，補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気をまったく使用しないときに限り，半額といたします。 また，その１月に前月から継続して需要者の発電設備の検査，補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気の供給を受けた期間がある場合で，その期間が前月の当該電気の供給を受けなかった期間を上回らないときは，その期間における当該電気の供給は，前月におけるものとみなします。	なお，(2)ニによって接続送電サービス契約電力を定める供給地点において電気を使用された場合で，需要者の発電設備の検査，補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気をまったく使用しないときは，当該供給分に相当する基本料金は，半額といたします。ただし，当社が分割接続供給を行なう供給地点において，33（料金の算定）(12)にもとづき料金の調整を行なうために算定する，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービスにおける当該供給分に相当する基本料金は，双方の契約者に係る接続送電サービスにおいて，需要者の発電設備の検査，補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気をまったく使用しないときに限り，半額といたします。 また，その１月に前月から継続して需要者の発電設備の検査，補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気の供給を受けた期間がある場合で，その期間が前月の当該電気の供給を受けなかった期間を上回らないときは，その期間における当該電気の供給は，前月におけるものとみなします。
接続送電ｻｰﾋﾞｽ契約電力１ｷﾛﾜｯﾄにつき　７４８円００銭	接続送電ｻｰﾋﾞｽ契約電力１ｷﾛﾜｯﾄにつき　７４８円００銭
(b) 電力量料金 電力量料金は，その１月の時間帯別の接続供給電力量によって算定いたします。	(b) 電力量料金 電力量料金は，その１月の時間帯別の接続供給電力量によって算定いたします。
ⅰ　昼間時間	ⅰ　昼間時間
１ｷﾛﾜｯﾄ時につき　１円８８銭	１ｷﾛﾜｯﾄ時につき　１円８８銭
ⅱ　夜間時間	ⅱ　夜間時間
１ｷﾛﾜｯﾄ時につき　１円６６銭	１ｷﾛﾜｯﾄ時につき　１円６６銭
(ﾊ) 高圧従量接続送電サービス a　適用範囲 (ｲ) a の適用範囲に該当し，自己等への電気の供給の用に供する接続供給の場合で，契約者が希望されるときに適用いたします。	(ﾊ) 高圧従量接続送電サービス a　適用範囲 (ｲ) a の適用範囲に該当し，自己等への電気の供給の用に供する接続供給の場合で，契約者が希望されるときに適用いたします。

託送供給等約款(2024.10.1 実施)	託送供給等約款(2025.4.1 実施)
b　供給電気方式および供給電圧 供給電気方式および供給電圧は，交流３相３線式標準電圧６，０００ボルトといたします。	b　供給電気方式および供給電圧 供給電気方式および供給電圧は，交流３相３線式標準電圧６，０００ボルトといたします。
c　接続送電サービス料金 接続送電サービス料金は，その１月の接続供給電力量によって算定いたします。ただし，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表５（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表５（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。	c　接続送電サービス料金 接続送電サービス料金は，その１月の接続供給電力量によって算定いたします。ただし，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表５（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表５（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

１ｷﾛﾜｯﾄ時につき	１４円０３銭

ハ　特別高圧で供給する場合

(ｲ) 特別高圧標準接続送電サービス

a　適用範囲

接続送電サービス契約電力（分割接続供給の場合は，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用したときの接続送電サービス契約電力といたします。）が原則として２，０００キロワット以上である場合に適用いたします。

b　供給電気方式および供給電圧

供給電気方式は，交流３相３線式とし，供給電圧は，接続送電サービス契約電力（分割接続供給の場合は，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用したときの接続送電サービス契約電力といたします。）に応じて次のとおりといたします。

接続送電ｻｰﾋﾞｽ契約電力 10,000 ｷﾛﾜｯﾄ未満	標準電圧 20,000 ﾎﾞﾙﾄ または 30,000 ﾎﾞﾙﾄ
接続送電ｻｰﾋﾞｽ契約電力 10,000 ｷﾛﾜｯﾄ以上 50,000 ｷﾛﾜｯﾄ未満	標準電圧 60,000 ﾎﾞﾙﾄ または 70,000 ﾎﾞﾙﾄ

託送供給等約款(2024.10.1 実施)	託送供給等約款(2025.4.1 実施)

接続送電ｻｰﾋﾞｽ契約電力 50,000 ｷﾛﾜｯﾄ以上	標準電圧 140,000 ﾎﾞﾙﾄ

c　接続送電サービス料金

接続送電サービス料金は，基本料金および電力量料金の合計といたします。ただし，基本料金は，ニによって力率割引または割増しをする場合は，力率割引または割増しをしたものといたします。また，電力量料金は，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表５（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表５（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

(a) 基本料金

基本料金は，１月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合（予備送電サービスによって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は，半額といたします。また，当社が分割接続供給を行なう供給地点において，33 (料金の算定) (12) にもとづき料金の調整を行なうために算定する，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービスの基本料金は，双方の契約者に係る接続送電サービスにおいて，まったく電気を使用しないとき（予備送電サービスによって電気を使用したときを除きます。）に限り，半額といたします。

なお，(2)ニによって接続送電サービス契約電力を定める供給地点において電気を使用された場合で，需要者の発電設備の検査，補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気をまったく使用しないときは，当該供給分に相当する基本料金は，半額といたします。ただし，当社が分割接続供給を行なう供給地点において，33（料金の算定）(12)にもとづき料金の調整を行なうために算定する，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービスにおける当該供

接続送電ｻｰﾋﾞｽ契約電力 50,000 ｷﾛﾜｯﾄ以上	標準電圧 140,000 ﾎﾞﾙﾄ

c　接続送電サービス料金

接続送電サービス料金は，基本料金および電力量料金の合計といたします。ただし，基本料金は，ニによって力率割引または割増しをする場合は，力率割引または割増しをしたものといたします。また，電力量料金は，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表５（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表５（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

(a) 基本料金

基本料金は，１月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合（予備送電サービスによって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は，半額といたします。また，当社が分割接続供給を行なう供給地点において，33 (料金の算定) (12) にもとづき料金の調整を行なうために算定する，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービスの基本料金は，双方の契約者に係る接続送電サービスにおいて，まったく電気を使用しないとき（予備送電サービスによって電気を使用したときを除きます。）に限り，半額といたします。

なお，(2)ニによって接続送電サービス契約電力を定める供給地点において電気を使用された場合で，需要者の発電設備の検査，補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気をまったく使用しないときは，当該供給分に相当する基本料金は，半額といたします。ただし，当社が分割接続供給を行なう供給地点において，33（料金の算定）(12)にもとづき料金の調整を行なうために算定する，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービスにおける当該供

託送供給等約款(2024.10.1 実施)	託送供給等約款(2025.4.1 実施)
給分に相当する基本料金は，双方の契約者に係る接続送電サービスにおいて，需要者の発電設備の検査，補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気をまったく使用しないときに限り，半額といたします。 また，その１月に前月から継続して需要者の発電設備の検査，補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気の供給を受けた期間がある場合で，その期間が前月の当該電気の供給を受けなかった期間を上回らないときは，その期間における当該電気の供給は，前月におけるものとみなします。	給分に相当する基本料金は，双方の契約者に係る接続送電サービスにおいて，需要者の発電設備の検査，補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気をまったく使用しないときに限り，半額といたします。 また，その１月に前月から継続して需要者の発電設備の検査，補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気の供給を受けた期間がある場合で，その期間が前月の当該電気の供給を受けなかった期間を上回らないときは，その期間における当該電気の供給は，前月におけるものとみなします。
接続送電ｻｰﾋﾞｽ契約電力１ｷﾛﾜｯﾄにつき ｜ ５７２円００銭	接続送電ｻｰﾋﾞｽ契約電力１ｷﾛﾜｯﾄにつき ｜ ５７２円００銭
(b) 電力量料金 電力量料金は，その１月の時間帯別の接続供給電力量によって算定いたします。	(b) 電力量料金 電力量料金は，その１月の時間帯別の接続供給電力量によって算定いたします。
１ｷﾛﾜｯﾄ時につき ｜ ８５銭	１ｷﾛﾜｯﾄ時につき ｜ ８５銭
(ﾛ) 特別高圧時間帯別接続送電サービス	(ﾛ) 特別高圧時間帯別接続送電サービス
a 適用範囲 (ｲ) a の適用範囲に該当し，契約者が希望される場合に適用いたします。	a 適用範囲 (ｲ) a の適用範囲に該当し，契約者が希望される場合に適用いたします。
b 供給電気方式および供給電圧 供給電気方式は，交流３相３線式とし，供給電圧は，接続送電サービス契約電力（分割接続供給の場合は，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用したときの接続送電サービス契約電力といたします。）に応じて次のとおりといたします。	b 供給電気方式および供給電圧 供給電気方式は，交流３相３線式とし，供給電圧は，接続送電サービス契約電力（分割接続供給の場合は，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用したときの接続送電サービス契約電力といたします。）に応じて次のとおりといたします。
接続送電ｻｰﾋﾞｽ契約電力 10,000 ｷﾛﾜｯﾄ未満 ｜ 標準電圧 20,000 ﾎﾞﾙﾄ または 30,000 ﾎﾞﾙﾄ 接続送電ｻｰﾋﾞｽ契約電力 10,000 ｷﾛﾜｯﾄ以上 50,000 ｷﾛﾜｯﾄ未満 ｜ 標準電圧 60,000 ﾎﾞﾙﾄ または 70,000 ﾎﾞﾙﾄ 接続送電ｻｰﾋﾞｽ契約電力 50,000 ｷﾛﾜｯﾄ以上 ｜ 標準電圧 140,000 ﾎﾞﾙﾄ	接続送電ｻｰﾋﾞｽ契約電力 10,000 ｷﾛﾜｯﾄ未満 ｜ 標準電圧 20,000 ﾎﾞﾙﾄ または 30,000 ﾎﾞﾙﾄ 接続送電ｻｰﾋﾞｽ契約電力 10,000 ｷﾛﾜｯﾄ以上 50,000 ｷﾛﾜｯﾄ未満 ｜ 標準電圧 60,000 ﾎﾞﾙﾄ または 70,000 ﾎﾞﾙﾄ 接続送電ｻｰﾋﾞｽ契約電力 50,000 ｷﾛﾜｯﾄ以上 ｜ 標準電圧 140,000 ﾎﾞﾙﾄ
c 接続送電サービス料金	c 接続送電サービス料金

託送供給等約款(2024.10.1 実施)	託送供給等約款(2025.4.1 実施)
接続送電サービス料金は，基本料金および電力量料金の合計といたします。ただし，基本料金は，ニによって力率割引または割増しをする場合は，力率割引または割増しをしたものといたします。また，電力量料金は，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表５（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表５（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。	接続送電サービス料金は，基本料金および電力量料金の合計といたします。ただし，基本料金は，ニによって力率割引または割増しをする場合は，力率割引または割増しをしたものといたします。また，電力量料金は，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表５（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表５（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。
(a) 基本料金 基本料金は，１月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合（予備送電サービスによって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は，半額といたします。また，当社が分割接続供給を行なう供給地点において，33 (料金の算定) (12) にもとづき料金の調整を行なうために算定する，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービスの基本料金は，双方の契約者に係る接続送電サービスにおいて，まったく電気を使用しないとき（予備送電サービスによって電気を使用したときを除きます。）に限り，半額といたします。 なお，(2)ニによって接続送電サービス契約電力を定める供給地点において電気を使用された場合で，需要者の発電設備の検査，補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気をまったく使用しないときは，当該供給分に相当する基本料金は，半額といたします。ただし，当社が分割接続供給を行なう供給地点において，33（料金の算定）(12)にもとづき料金の調整を行なうために算定する，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービスにおける当該供給分に相当する基本料金は，双方の契約者に係る接続送電サービスにおいて，需要者の発電設備の検査，補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気をまったく使用しないときに限り，半額といたします。	(a) 基本料金 基本料金は，１月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合（予備送電サービスによって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は，半額といたします。また，当社が分割接続供給を行なう供給地点において，33 (料金の算定) (12) にもとづき料金の調整を行なうために算定する，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービスの基本料金は，双方の契約者に係る接続送電サービスにおいて，まったく電気を使用しないとき（予備送電サービスによって電気を使用したときを除きます。）に限り，半額といたします。 なお，(2)ニによって接続送電サービス契約電力を定める供給地点において電気を使用された場合で，需要者の発電設備の検査，補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気をまったく使用しないときは，当該供給分に相当する基本料金は，半額といたします。ただし，当社が分割接続供給を行なう供給地点において，33（料金の算定）(12)にもとづき料金の調整を行なうために算定する，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービスにおける当該供給分に相当する基本料金は，双方の契約者に係る接続送電サービスにおいて，需要者の発電設備の検査，補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気をまったく使用しないときに限り，半額といたします。

託送供給等約款(2024.10.1 実施)	託送供給等約款(2025.4.1 実施)
また，その１月に前月から継続して需要者の発電設備の検査，補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気の供給を受けた期間がある場合で，その期間が前月の当該電気の供給を受けなかった期間を上回らないときは，その期間における当該電気の供給は，前月におけるものとみなします。	また，その１月に前月から継続して需要者の発電設備の検査，補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気の供給を受けた期間がある場合で，その期間が前月の当該電気の供給を受けなかった期間を上回らないときは，その期間における当該電気の供給は，前月におけるものとみなします。
接続送電ｻｰﾋﾞｽ契約電力１ｷﾛﾜｯﾄにつき　５７２円００銭	接続送電ｻｰﾋﾞｽ契約電力１ｷﾛﾜｯﾄにつき　５７２円００銭
(b) 電力量料金 電力量料金は，その１月の時間帯別の接続供給電力量によって算定いたします。 ｉ　昼間時間	(b) 電力量料金 電力量料金は，その１月の時間帯別の接続供給電力量によって算定いたします。 ｉ　昼間時間
１ｷﾛﾜｯﾄ時につき　８７銭	１ｷﾛﾜｯﾄ時につき　８７銭
ⅱ　夜間時間	ⅱ　夜間時間
１ｷﾛﾜｯﾄ時につき　８０銭	１ｷﾛﾜｯﾄ時につき　８０銭
(ﾊ) 特別高圧従量接続送電サービス a　適用範囲 (ｲ) a の適用範囲に該当し，自己等への電気の供給の用に供する接続供給の場合で，契約者が希望されるときに適用いたします。 b　供給電気方式および供給電圧 供給電気方式は，交流３相３線式とし，供給電圧は，接続送電サービス契約電力に応じて次のとおりといたします。	(ﾊ) 特別高圧従量接続送電サービス a　適用範囲 (ｲ) a の適用範囲に該当し，自己等への電気の供給の用に供する接続供給の場合で，契約者が希望されるときに適用いたします。 b　供給電気方式および供給電圧 供給電気方式は，交流３相３線式とし，供給電圧は，接続送電サービス契約電力に応じて次のとおりといたします。
接続送電ｻｰﾋﾞｽ契約電力 10,000 ｷﾛﾜｯﾄ未満　標準電圧 20,000 ﾎﾞﾙﾄ または 30,000 ﾎﾞﾙﾄ 接続送電ｻｰﾋﾞｽ契約電力 10,000 ｷﾛﾜｯﾄ以上 50,000 ｷﾛﾜｯﾄ未満　標準電圧 60,000 ﾎﾞﾙﾄ または 70,000 ﾎﾞﾙﾄ 接続送電ｻｰﾋﾞｽ契約電力 50,000 ｷﾛﾜｯﾄ以上　標準電圧 140,000 ﾎﾞﾙﾄ	接続送電ｻｰﾋﾞｽ契約電力 10,000 ｷﾛﾜｯﾄ未満　標準電圧 20,000 ﾎﾞﾙﾄ または 30,000 ﾎﾞﾙﾄ 接続送電ｻｰﾋﾞｽ契約電力 10,000 ｷﾛﾜｯﾄ以上 50,000 ｷﾛﾜｯﾄ未満　標準電圧 60,000 ﾎﾞﾙﾄ または 70,000 ﾎﾞﾙﾄ 接続送電ｻｰﾋﾞｽ契約電力 50,000 ｷﾛﾜｯﾄ以上　標準電圧 140,000 ﾎﾞﾙﾄ
c　接続送電サービス料金	c　接続送電サービス料金

託送供給等約款(2024.10.1 実施)	託送供給等約款(2025.4.1 実施)
接続送電サービス料金は，その１月の接続供給電力量によって算定いたします。ただし，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表５（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ヘによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表５（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ヘによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。	接続送電サービス料金は，その１月の接続供給電力量によって算定いたします。ただし，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表５（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ヘによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表５（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ヘによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。
１ｷﾛﾜｯﾄ時につき　１０円２２銭	１ｷﾛﾜｯﾄ時につき　１０円２２銭
ニ　力率割引および割増し 高圧または特別高圧で供給する場合の力率割引および割増しは，次のとおりといたします。 (ｲ) 力率は，供給地点ごとに，その１月のうち毎日午前８時から午後１０時までの時間における平均力率（瞬間力率が進み力率となる場合には，その瞬間力率は１００パーセントといたします。）といたします。この場合，平均力率は，別表６（平均力率の算定）によって算定された値といたします。 なお，まったく電気を使用しないその１月の力率は，８５パーセントとみなします。 (ﾛ)分割接続供給の場合は，33（料金の算定）(12)にもとづき料金の調整を行なうために，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用したときの供給地点ごとの力率を，(ｲ)に準じて算定いたします。また，それぞれの契約者に係る接続送電サービスの力率は，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用した場合の力率と同一の値といたします。ただし，その供給地点において，いずれかの契約者に係る接続送電サービスにおいて，まったく電気を使用しない場合は，当該接続送電サービスについては，その１月の力率を 85 パーセントとみなします。 (ﾊ) 力率が，８５パーセントを上回る場合は，その上回る１パーセントにつき，基本料金（(2)ニによって接続送電サービス契約電力を定める供給地点において，需要者の発電設備の検査，補修または事故〔停電による	ニ　力率割引および割増し 高圧または特別高圧で供給する場合の力率割引および割増しは，次のとおりといたします。 (ｲ) 力率は，供給地点ごとに，その１月のうち毎日午前８時から午後１０時までの時間における平均力率（瞬間力率が進み力率となる場合には，その瞬間力率は１００パーセントといたします。）といたします。この場合，平均力率は，別表６（平均力率の算定）によって算定された値といたします。 なお，まったく電気を使用しないその１月の力率は，８５パーセントとみなします。 (ﾛ)分割接続供給の場合は，33（料金の算定）(12)にもとづき料金の調整を行なうために，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用したときの供給地点ごとの力率を，(ｲ)に準じて算定いたします。また，それぞれの契約者に係る接続送電サービスの力率は，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用した場合の力率と同一の値といたします。ただし，その供給地点において，いずれかの契約者に係る接続送電サービスにおいて，まったく電気を使用しない場合は，当該接続送電サービスについては，その１月の力率を 85 パーセントとみなします。 (ﾊ) 力率が，８５パーセントを上回る場合は，その上回る１パーセントにつき，基本料金（(2)ニによって接続送電サービス契約電力を定める供給地点において，需要者の発電設備の検査，補修または事故〔停電による

託送供給等約款(2024.10.1 実施)	託送供給等約款(2025.4.1 実施)
停止等を含みます。〕により生じた不足電力の補給にあてるための電気をまったく使用しない場合は，当該供給分以外の供給分に相当する基本料金といたします。）を１パーセント割引し，８５パーセントを下回る場合は，その下回る１パーセントにつき，基本料金（(2)ニによって接続送電サービス契約電力を定める供給地点において，需要者の発電設備の検査，補修または事故〔停電による停止等を含みます。〕により生じた不足電力の補給にあてるための電気をまったく使用しない場合は，当該供給分以外の供給分に相当する基本料金といたします。）を１パーセント割増しいたします。	停止等を含みます。〕により生じた不足電力の補給にあてるための電気をまったく使用しない場合は，当該供給分以外の供給分に相当する基本料金といたします。）を１パーセント割引し，８５パーセントを下回る場合は，その下回る１パーセントにつき，基本料金（(2)ニによって接続送電サービス契約電力を定める供給地点において，需要者の発電設備の検査，補修または事故〔停電による停止等を含みます。〕により生じた不足電力の補給にあてるための電気をまったく使用しない場合は，当該供給分以外の供給分に相当する基本料金といたします。）を１パーセント割増しいたします。
ホ　その他	ホ　その他
(ｲ) 接続送電サービス料金の計算における合計金額の単位は，１円とし，その端数は，切り捨てます。	(ｲ) 接続送電サービス料金の計算における合計金額の単位は，１円とし，その端数は，切り捨てます。
(ﾛ) 電灯時間帯別接続送電サービス，動力時間帯別接続送電サービス，高圧時間帯別接続送電サービスまたは特別高圧時間帯別接続送電サービス（以下「時間帯別接続送電サービス」といいます。）の適用後１年に満たない場合は，電灯標準接続送電サービス，動力標準接続送電サービス，高圧標準接続送電サービスもしくは特別高圧標準接続送電サービス（以下「標準接続送電サービス」といいます。）または電灯従量接続送電サービス，動力従量接続送電サービス，高圧従量接続送電サービスもしくは特別高圧従量接続送電サービス（以下「従量接続送電サービス」といいます。）を適用いたしません。また，従量接続送電サービスの適用後１年に満たない場合は，標準接続送電サービスまたは時間帯別接続送電サービスを適用いたしません。	(ﾛ) 電灯時間帯別接続送電サービス，動力時間帯別接続送電サービス，高圧時間帯別接続送電サービスまたは特別高圧時間帯別接続送電サービス（以下「時間帯別接続送電サービス」といいます。）の適用後１年に満たない場合は，電灯標準接続送電サービス，動力標準接続送電サービス，高圧標準接続送電サービスもしくは特別高圧標準接続送電サービス（以下「標準接続送電サービス」といいます。）または電灯従量接続送電サービス，動力従量接続送電サービス，高圧従量接続送電サービスもしくは特別高圧従量接続送電サービス（以下「従量接続送電サービス」といいます。）を適用いたしません。また，従量接続送電サービスの適用後１年に満たない場合は，標準接続送電サービスまたは時間帯別接続送電サービスを適用いたしません。
(ﾊ) 時間帯別接続送電サービスまたは従量接続送電サービスから標準接続送電サービスに変更された後１年に満たない場合は，時間帯別接続送電サービスまたは従量接続送電サービスを適用いたしません。	(ﾊ) 時間帯別接続送電サービスまたは従量接続送電サービスから標準接続送電サービスに変更された後１年に満たない場合は，時間帯別接続送電サービスまたは従量接続送電サービスを適用いたしません。
(ﾆ) (2)ニによって接続送電サービス契約電力を定める供給地点において，需要者の発電設備の検査，補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気を使用される場合は，使用開始の時刻と使用休止の時刻とをあらかじめ契約者から当社に通知していただきます。ただし，事故その他やむをえない場合は，使用開始後すみやかに契約者から当社に通知していただきます。	(ﾆ) (2)ニによって接続送電サービス契約電力を定める供給地点において，需要者の発電設備の検査，補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気を使用される場合は，使用開始の時刻と使用休止の時刻とをあらかじめ契約者から当社に通知していただきます。ただし，事故その他やむをえない場合は，使用開始後すみやかに契約者から当社に通知していただきます。
(ﾎ) 当社は，必要に応じて，需要者の発電設備の運転に関する記録を契約者から提出していただきます。	(ﾎ) 当社は，必要に応じて，需要者の発電設備の運転に関する記録を契約者から提出していただきます。
(ﾍ)33（料金の算定）(12)にもとづき料金の調整を行なうための，１供給地	(ﾍ)33（料金の算定）(12)にもとづき料金の調整を行なうための，１供給地

託送供給等約款(2024.10.1 実施)	託送供給等約款(2025.4.1 実施)
点につき，１接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービスの種別を定めた後１年に満たないときの取扱いは，(ﾛ)および(ﾊ)に準ずるものといたします。	点につき，１接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービスの種別を定めた後１年に満たないときの取扱いは，(ﾛ)および(ﾊ)に準ずるものといたします。
(4) １年を通じての最大需要電力等が夜間時間に発生する場合の取扱い 高圧または特別高圧で供給する場合で，需要者が昼間時間から夜間時間への負荷移行を行なった結果，１年を通じての最大需要電力等が夜間時間に発生し，かつ，契約者が標準接続送電サービスまたは時間帯別接続送電サービスの適用を受け，契約者と当社との協議が整ったときのその供給地点の各月の接続送電サービス料金は，(3)によって算定された金額からイによって算定された金額（以下「ピークシフト割引額」といいます。）を差し引いたものといたします。	(4) １年を通じての最大需要電力等が夜間時間に発生する場合の取扱い 高圧または特別高圧で供給する場合で，需要者が昼間時間から夜間時間への負荷移行を行なった結果，１年を通じての最大需要電力等が夜間時間に発生し，かつ，契約者が標準接続送電サービスまたは時間帯別接続送電サービスの適用を受け，契約者と当社との協議がととのったときのその供給地点の各月の接続送電サービス料金は，(3)によって算定された金額からイによって算定された金額（以下「ピークシフト割引額」といいます。）を差し引いたものといたします。
イ　ピークシフト割引額 ピークシフト割引額は，１月につき次の式により算定された金額といたします。ただし，まったく電気を使用しない場合（予備送電サービスによって電気を使用した場合を除きます。）のピークシフト割引額は，半額といたします。	イ　ピークシフト割引額 ピークシフト割引額は，１月につき次の式により算定された金額といたします。ただし，まったく電気を使用しない場合（予備送電サービスによって電気を使用した場合を除きます。）のピークシフト割引額は，半額といたします。
ピークシフト割引額＝ 次に定める割引単価×ロのピークシフト電力	ピークシフト割引額＝ 次に定める割引単価×ロのピークシフト電力
ピークシフト電力 １キロワットにつき　高圧で供給する場合　６３５円８０銭 特別高圧で供給する場合　４８６円２０銭	ピークシフト電力 １キロワットにつき　高圧で供給する場合　６３５円８０銭 特別高圧で供給する場合　４８６円２０銭
ロ　ピークシフト電力 ピークシフト電力は，需要者の負荷移行により昼間時間から夜間時間に移行された増分電力をいい，その需要者の接続送電サービス契約電力からその需要者の１年を通じての昼間時間における接続供給電力の最大値を差し引いた値を上限として，夜間時間に移行する負荷設備の容量（キロワット）等にもとづき，あらかじめ契約者と当社との協議によって定めます。 なお，分割接続供給の場合は，それぞれの契約者に係るピークシフト電力とあわせて，33（料金の算定）(12)にもとづき料金の調整を行なうために，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用したときのピークシフト電力を，あらかじめ双方の契約者と当社との協議によって定めます。 また，各月の昼間時間における接続供給電力の最大値の実績等から，ピークシフト電力が不適当と認められる場合には，すみやかにピークシフト電力を適正なものに変更していただきます。	ロ　ピークシフト電力 ピークシフト電力は，需要者の負荷移行により昼間時間から夜間時間に移行された増分電力をいい，その需要者の接続送電サービス契約電力からその需要者の１年を通じての昼間時間における接続供給電力の最大値を差し引いた値を上限として，夜間時間に移行する負荷設備の容量（キロワット）等にもとづき，あらかじめ契約者と当社との協議によって定めます。 なお，分割接続供給の場合は，それぞれの契約者に係るピークシフト電力とあわせて，33（料金の算定）(12)にもとづき料金の調整を行なうために，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用したときのピークシフト電力を，あらかじめ双方の契約者と当社との協議によって定めます。 また，各月の昼間時間における接続供給電力の最大値の実績等から，ピークシフト電力が不適当と認められる場合には，すみやかにピークシフト電力を適正なものに変更していただきます。

託送供給等約款(2024.10.1 実施)	託送供給等約款(2025.4.1 実施)
ハ　１年を通じて夜間時間に最大需要電力等が発生しないことが明らかになった場合等については，本取扱いの適用をただちに解消いたします。 なお，それが本取扱い適用後１年に満たない場合は，既に適用したピークシフト割引額の合計金額を本取扱いの適用が解消された月の接続サービス料金に加算したものをその月の接続サービス料金として算定いたします。	ハ　１年を通じて夜間時間に最大需要電力等が発生しないことが明らかになった場合等については，本取扱いの適用をただちに解消いたします。 なお，それが本取扱い適用後１年に満たない場合は，既に適用したピークシフト割引額の合計金額を本取扱いの適用が解消された月の接続サービス料金に加算したものをその月の接続サービス料金として算定いたします。
22　系統連系受電サービス (1) 適用範囲 小売電気事業，当社以外の一般送配電事業，特定送配電事業または自己等への電気の供給の用に供するために当社が受電する電気に適用いたします。ただし，当社との特定契約に係る電気には適用いたしません。 (2) 系統連系受電課金対象電力 各月の系統連系受電課金対象電力は，次によって受電地点ごとに，発電バランシンググループごとに定めます。 イ　発電場所が１発電バランシンググループに属している場合 (ｲ) 発電設備等に係る供給地点において電灯定額接続送電サービスが適用されている場合 系統連系受電課金対象電力は，同時最大受電電力といたします。 (ﾛ) (ｲ) 以外の場合 系統連系受電課金対象電力は，同時最大受電電力から発電設備等に係る供給地点におけるその１月の接続送電サービス契約電力（発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は，１接続送電サービスを適用したときのその１月の接続送電サービス契約電力といたします。）を差し引いた値といたします。ただし，差し引いた値が零を下回る場合の系統連系受電課金対象電力は，零といたします。 ロ　発電場所が複数の発電バランシンググループに属している場合 (ｲ) 発電設備等に係る供給地点において電灯定額接続送電サービスが適用されている場合 発電バランシンググループごとの系統連系受電課金対象電力は，同時最大受電電力を契約受電電力の比であん分してえた値といたします。 (ﾛ) (ｲ) 以外の場合 発電バランシンググループごとの系統連系受電課金対象電力は，同時最大受電電力を契約受電電力の比であん分してえた値から，発電設備等に係る供給地点のその１月の接続送電サービス契約電力（発電設備等に	**22　系統連系受電サービス** (1) 適用範囲 小売電気事業，当社以外の一般送配電事業，特定送配電事業または自己等への電気の供給の用に供するために当社が受電する電気に適用いたします。ただし，当社との特定契約に係る電気には適用いたしません。 (2) 系統連系受電課金対象電力 各月の系統連系受電課金対象電力は，次によって受電地点ごとに，発電バランシンググループごとに定めます。 イ　発電場所が１発電バランシンググループに属している場合 (ｲ) 発電設備等に係る供給地点において電灯定額接続送電サービスが適用されている場合 系統連系受電課金対象電力は，同時最大受電電力といたします。 (ﾛ) (ｲ) 以外の場合 系統連系受電課金対象電力は，同時最大受電電力から発電設備等に係る供給地点におけるその１月の接続送電サービス契約電力（発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は，１接続送電サービスを適用したときのその１月の接続送電サービス契約電力といたします。）を差し引いた値といたします。ただし，差し引いた値が零を下回る場合の系統連系受電課金対象電力は，零といたします。 ロ　発電場所が複数の発電バランシンググループに属している場合 (ｲ) 発電設備等に係る供給地点において電灯定額接続送電サービスが適用されている場合 発電バランシンググループごとの系統連系受電課金対象電力は，同時最大受電電力を契約受電電力の比であん分してえた値といたします。 (ﾛ) (ｲ) 以外の場合 発電バランシンググループごとの系統連系受電課金対象電力は，同時最大受電電力を契約受電電力の比であん分してえた値から，発電設備等に係る供給地点のその１月の接続送電サービス契約電力（発電設備等に

託送供給等約款(2024.10.1 実施)	託送供給等約款(2025.4.1 実施)
係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は，１接続送電サービスを適用したときのその１月の接続送電サービス契約電力といたします。）を契約受電電力の比であん分してえた値を差し引いた値といたします。ただし，差し引いた値が零を下回る場合の系統連系受電課金対象電力は，零といたします。	係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は，１接続送電サービスを適用したときのその１月の接続送電サービス契約電力といたします。）を契約受電電力の比であん分してえた値を差し引いた値といたします。ただし，差し引いた値が零を下回る場合の系統連系受電課金対象電力は，零といたします。
ハ　イおよびロにおいて，系統連系受電課金対象電力の算定上，次のものについても接続送電サービス契約電力１キロワットとみなします。	ハ　イおよびロにおいて，系統連系受電課金対象電力の算定上，次のものについても接続送電サービス契約電力１キロワットとみなします。
(ｲ)臨時接続送電サービス契約電力（発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は，１臨時接続送電サービスを適用したときの臨時接続送電サービス契約電力といたします。）１キロワット	(ｲ)臨時接続送電サービス契約電力（発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は，１臨時接続送電サービスを適用したときの臨時接続送電サービス契約電力といたします。）１キロワット
(ﾛ)接続送電サービス契約電流または臨時接続送電サービス契約電流１０アンペア ただし，接続送電サービス契約電流が５アンペアの場合は，０．５キロワットとみなし，１５アンペアの場合は，１．５キロワットとみなします。	(ﾛ)接続送電サービス契約電流または臨時接続送電サービス契約電流１０アンペア ただし，接続送電サービス契約電流が５アンペアの場合は，０．５キロワットとみなし，１５アンペアの場合は，１．５キロワットとみなします。
(ﾊ)接続送電サービス契約容量または臨時接続送電サービス契約容量１キロボルトアンペア	(ﾊ)接続送電サービス契約容量または臨時接続送電サービス契約容量１キロボルトアンペア
(ﾆ)電灯臨時定額接続送電サービスにおける契約負荷設備の総容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，各契約負荷設備ごとに別表４〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）１キロボルトアンペア ただし，電灯臨時定額接続送電サービスにおける契約負荷設備の総容量の端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。	(ﾆ)電灯臨時定額接続送電サービスにおける契約負荷設備の総容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，各契約負荷設備ごとに別表４〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）１キロボルトアンペア ただし，電灯臨時定額接続送電サービスにおける契約負荷設備の総容量の端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。
(ﾎ)附則３（揚水発電設備等が設置された需要場所に接続供給を行なう場合の特別措置）の適用を受けている場合の接続供給課金対象電力（揚水発電設備~~等~~に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は，１接続送電サービスまたは１臨時接続送電サービスを適用したときの接続供給課金対象電力といたします。）１キロワット	(ﾎ)附則３（揚水発電設備等が設置された需要場所に接続供給を行なう場合の特別措置）の適用を受けている場合の接続供給課金対象電力（揚水発電設備または蓄電池〔以下「揚水発電設備等」といいます。〕に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は，１接続送電サービスまたは１臨時接続送電サービスを適用したときの接続供給課金対象電力といたします。）１キロワット
(3) 系統連系受電サービス料金 系統連系受電サービス料金は，受電地点ごとに，発電バランシンググループごとに算定された基本料金および電力量料金の合計から系統設備効率化割引額を差し引いたものといたします。	(3) 系統連系受電サービス料金 系統連系受電サービス料金は，受電地点ごとに，発電バランシンググループごとに算定された基本料金および電力量料金の合計から系統設備効率化割引額を差し引いたものといたします。
イ　基本料金 基本料金は，１月につき次のとおりといたします。ただし，まったく発	イ　基本料金 基本料金は，１月につき次のとおりといたします。ただし，まったく発

託送供給等約款(2024.10.1 実施)	託送供給等約款(2025.4.1 実施)
電または放電しない場合（他の発電量調整供給契約等と同一計量する場合等は，その１月のすべての発電量調整供給等に係る発電量調整受電電力量等が零であるときに限ります。）の基本料金は，半額といたします。	電または放電しない場合（他の発電量調整供給契約等と同一計量する場合等は，その１月のすべての発電量調整供給等に係る発電量調整受電電力量等が零であるときに限ります。）の基本料金は，半額といたします。
系統連系受電課金対象電力１ｷﾛﾜｯﾄにつき　９３円４７銭	系統連系受電課金対象電力１ｷﾛﾜｯﾄにつき　９３円４７銭
ロ　電力量料金 電力量料金は，その１月の発電量調整受電電力量によって算定いたします。	ロ　電力量料金 電力量料金は，その１月の発電量調整受電電力量によって算定いたします。
１ｷﾛﾜｯﾄ時につき　２８銭	１ｷﾛﾜｯﾄ時につき　２８銭
ハ　系統設備効率化割引 系統設備効率化割引は，基幹系統設備効率化および送電ロス削減割引（以下「系統設備効率化割引Ａ」といいます。）および特別高圧系統設備効率化割引（以下「系統設備効率化割引Ｂ」といいます。）とし，受電地点ごとに，発電バランシンググループごとに，次により算定いたします。 (ｲ)適用 ａ　系統設備効率化割引Ａ 受電地点について当社が選定した変電所等（以下「連系変電所等」といいます。）が割引対象変電所等（別表２〔系統設備効率化割引の対象変電所等〕(1)に定める割引区分Ａ－１，Ａ－２またはＡ－３に該当する変電所等といたします。）の場合に適用いたします。 なお，連系変電所等は，あらかじめ発電者にお知らせいたします。 ｂ　系統設備効率化割引Ｂ 低圧または高圧で受電する場合で，連系変電所等が割引対象変電所等（別表２〔系統設備効率化割引の対象変電所等〕(1)に定める割引区分Ｂ－１またはＢ－２に該当する変電所等といたします。）のときに適用いたします。 なお，連系変電所等は，あらかじめ発電者にお知らせいたします。 (ﾛ)系統設備効率化割引単価 系統設備効率化割引単価は，ａの系統設備効率化割引Ａ単価およびｂの系統設備効率化割引Ｂ単価を合計した値といたします。 ａ　系統設備効率化割引Ａ単価 系統設備効率化割引Ａに係る単価とし，１月につき次のとおりといたします。	ハ　系統設備効率化割引 系統設備効率化割引は，基幹系統設備効率化および送電ロス削減割引（以下「系統設備効率化割引Ａ」といいます。）および特別高圧系統設備効率化割引（以下「系統設備効率化割引Ｂ」といいます。）とし，受電地点ごとに，発電バランシンググループごとに，次により算定いたします。 (ｲ)適用 ａ　系統設備効率化割引Ａ 受電地点について当社が選定した変電所等（以下「連系変電所等」といいます。）が割引対象変電所等（別表２〔系統設備効率化割引の対象変電所等〕(1)に定める割引区分Ａ－１，Ａ－２またはＡ－３に該当する変電所等といたします。）の場合に適用いたします。 なお，連系変電所等は，あらかじめ発電者にお知らせいたします。 ｂ　系統設備効率化割引Ｂ 低圧または高圧で受電する場合で，連系変電所等が割引対象変電所等（別表２〔系統設備効率化割引の対象変電所等〕(1)に定める割引区分Ｂ－１またはＢ－２に該当する変電所等といたします。）のときに適用いたします。 なお，連系変電所等は，あらかじめ発電者にお知らせいたします。 (ﾛ)系統設備効率化割引単価 系統設備効率化割引単価は，ａの系統設備効率化割引Ａ単価およびｂの系統設備効率化割引Ｂ単価を合計した値といたします。 ａ　系統設備効率化割引Ａ単価 系統設備効率化割引Ａに係る単価とし，１月につき次のとおりといたします。

託送供給等約款(2024.10.1 実施)	託送供給等約款(2025.4.1 実施)
(a)受電電圧が標準電圧１４０，０００ボルトをこえる場合	(a)受電電圧が標準電圧１４０，０００ボルトをこえる場合

	連系変電所等	単　価
系統連系受電課金対象電力1ｷﾛﾜｯﾄにつき	別表２（系統設備効率化割引の対象変電所等）(1)の割引区分Ａ－１の場合	２７円７３銭
	別表２（系統設備効率化割引の対象変電所等）(1)の割引区分Ａ－２の場合	４円９２銭
	別表２（系統設備効率化割引の対象変電所等）(1)の割引区分Ａ－３の場合	２円４５銭

(b) (a)以外の場合

	連系変電所等	単　価
系統連系受電課金対象電力1ｷﾛﾜｯﾄにつき	別表２（系統設備効率化割引の対象変電所等）(1)の割引区分Ａ－１の場合	２７円７３銭
	別表２（系統設備効率化割引の対象変電所等）(1)の割引区分Ａ－２の場合	９円８２銭
	別表２（系統設備効率化割引の対象変電所等）(1)の割引区分Ａ－３の場合	４円９２銭

b　系統設備効率化割引Ｂ単価

系統設備効率化割引Ｂに係る単価とし，１月につき次のとおりといたします。

	連系変電所等	単　価
系統連系受電課金対象電力1ｷﾛﾜｯﾄにつき	別表２（系統設備効率化割引の対象変電所等）(1)の割引区分Ｂ－１の場合	６０円９５銭
	別表２（系統設備効率化割引の対象変電所等）(1)の割引区分Ｂ－２の場合	２１円５４銭

(ﾊ)系統設備効率化割引額

託送供給等約款(2024.10.1 実施)	託送供給等約款(2025.4.1 実施)
系統設備効率化割引額は，(2)の系統連系受電課金対象電力に(ﾛ)の系統設備効率化割引単価を乗じてえた金額といたします。ただし，まったく発電または放電しない場合（他の発電量調整供給契約等と同一計量する場合等は，その１月のすべての発電量調整供給等に係る発電量調整受電電力量等が零であるときに限ります。）の系統設備効率化割引額は，半額といたします。 ニ　その他 系統連系受電サービス料金の計算における合計金額の単位は，１円とし，その端数は，切り捨てます。	系統設備効率化割引額は，(2)の系統連系受電課金対象電力に(ﾛ)の系統設備効率化割引単価を乗じてえた金額といたします。ただし，まったく発電または放電しない場合（他の発電量調整供給契約等と同一計量する場合等は，その１月のすべての発電量調整供給等に係る発電量調整受電電力量等が零であるときに限ります。）の系統設備効率化割引額は，半額といたします。 ニ　その他 系統連系受電サービス料金の計算における合計金額の単位は，１円とし，その端数は，切り捨てます。

託送供給等約款(2024.10.1 実施)	託送供給等約款(2025.4.1 実施)
V　供　　給	**V　供　　給**
40　給電指令の実施等 (1) 当社は，系統運用上の制約その他によって必要な場合には，38（託送供給等の実施）(3)ホにかかわらず，発電者に定期検査または定期補修の時期を変更していただくことがあります。 (2) 当社は，低圧で受電または供給する場合を除き，次の場合には，契約者，発電契約者，発電者または需要者に給電指令を行ない，発電者の発電もしくは放電または需要者の電気の使用を制限し，もしくは中止し，または振替供給もしくは発電量調整供給の全部もしくは一部を中止することがあります。ただし，緊急やむをえない場合は，当社は，給電指令を行なうことなく，発電者の発電もしくは放電または需要者の電気の使用を制限し，もしくは中止し，または振替供給もしくは発電量調整供給の全部もしくは一部を中止することがあります。 イ　当社が維持および運用する供給設備に故障が生じ，または故障が生ずるおそれがある場合 ロ　当社が維持および運用する供給設備の点検，修繕，変更その他の工事上やむをえない場合 ハ　系統全体の需要が大きく低下し，調整電源による対策の実施にもかかわらず，原子力発電または水力発電を抑制する必要が生じた場合 ニ　振替供給の場合で，当社の供給区域内の需要に対する電気の供給に支障が生じ，または支障が生ずるおそれがあるとき。 ホ　イおよびロ以外の場合で，送電設備および変電設備で構成される電力系統のうち，当社の供給区域における最上位電圧から二階級の送電設備および変電設備で構成される電力系統ならびに当社が指定した電力系統（以下「基幹系統」といいます。）における電気の潮流が系統安定度等にもとづき算定される運用可能な容量を超過し，または超過するおそれがあり，発電設備等の出力を抑制する必要が生じたとき。 ヘ　イおよびロ以外の場合で，送電設備および変電設備で構成される電力系統のうち，基幹系統および当社以外の一般送配電事業者との会社間連系点に至る供給設備以外の電力系統（以下「ローカル系統」といいます。）における電気の潮流が系統安定度等にもとづき算定される運用可能な容量を超過し，または超過するおそれがあり，発電設備等の出力を抑制する必要が	**40　給電指令の実施等** (1) 当社は，系統運用上の制約その他によって必要な場合には，38（託送供給等の実施）(3)ホにかかわらず，発電者に定期検査または定期補修の時期を変更していただくことがあります。 (2) 当社は，低圧で受電または供給する場合を除き，次の場合には，契約者，発電契約者，発電者または需要者に給電指令を行ない，発電者の発電もしくは放電または需要者の電気の使用を制限し，もしくは中止し，または振替供給もしくは発電量調整供給の全部もしくは一部を中止することがあります。ただし，緊急やむをえない場合は，当社は，給電指令を行なうことなく，発電者の発電もしくは放電または需要者の電気の使用を制限し，もしくは中止し，または振替供給もしくは発電量調整供給の全部もしくは一部を中止することがあります。 イ　当社が維持および運用する供給設備に故障が生じ，または故障が生ずるおそれがある場合 ロ　当社が維持および運用する供給設備の点検，修繕，変更その他の工事上やむをえない場合 ハ　系統全体の需要が大きく低下し，調整電源による対策の実施にもかかわらず，原子力発電または水力発電を抑制する必要が生じた場合 ニ　振替供給の場合で，当社の供給区域内の需要に対する電気の供給に支障が生じ，または支障が生ずるおそれがあるとき。 ホ　イおよびロ以外の場合で，送電設備および変電設備で構成される電力系統のうち，当社の供給区域における最上位電圧から二階級の送電設備および変電設備で構成される電力系統ならびに当社が指定した電力系統（以下「基幹系統」といいます。）における電気の潮流が系統安定度等にもとづき算定される運用可能な容量を超過し，または超過するおそれがあり，発電設備等の出力を抑制する必要が生じたとき。 ヘ　イおよびロ以外の場合で，送電設備および変電設備で構成される電力系統のうち，基幹系統および当社以外の一般送配電事業者との会社間連系点に至る供給設備以外の電力系統（以下「ローカル系統」といいます。）における電気の潮流が系統安定度等にもとづき算定される運用可能な容量を超過し，または超過するおそれがあり，発電設備等の出力を抑制する必要が

託送供給等約款(2024.10.1 実施)	託送供給等約款(2025.4.1 実施)
生じたとき。 ト　その他電気の需給上または保安上必要がある場合 (3) 当社は，低圧で受電または供給する場合で，(2)イ，ロ，ホ，へまたはトのときには，発電者の発電もしくは放電または需要者の電気の使用を制限し，もしくは中止し，または振替供給もしくは発電量調整供給の全部もしくは一部を中止することがあります。 なお，この場合には，当社は，あらかじめその旨を広告その他によって発電者または需要者にお知らせいたします。ただし，緊急やむをえない場合は，この限りではありません。 (4) 当社は，接続供給において，受電地点を会社間連系点とする電気に係る振替供給契約にもとづく給電指令等により，原則として３０分ごとの実需給の開始時刻の１時間前以降に当該振替供給等の全部または一部を中止された場合（会社間連系点等における電気の潮流が系統安定度等にもとづき算定される運用可能な容量を超過することにともなう場合に限ります。）は，供給地点における電気の供給に系統運用上の制約がある場合を除き，当該振替供給等の中止の解除までの間，これにより生じた小売電気事業，特定送配電事業または自己等への電気の供給の用に供する電気の不足電力の補給にあてるための電気を供給いたします。 (5) 当社は，発電量調整供給において，39（受電および供給の中止）または(2)イ，ロ，ホ，へまたはトの場合で，給電指令等により，原則として３０分ごとの実需給の開始時刻の１時間前以降に発電者の発電もしくは放電を制限し，または中止したときは，供給地点における電気の供給に系統運用上の制約がある場合を除き，当該発電もしくは放電の制限または中止の解除までの間，これにより生じた小売電気事業，特定送配電事業または自己等への電気の供給の用に供する電気の不足電力の補給にあてるための電気を供給いたします。ただし，発電量調整供給に係る発電設備等が調整電源に該当する場合（当該発電設備等に故障等が生じたときを除きます。）は適用いたしません。 (6) 当社は，発電量調整供給において，(2)ハの場合で，給電指令等により，原則として３０分ごとの実需給の開始時刻の１時間前以降に発電者の発電もしくは放電を制限し，または中止したときは，当該発電もしくは放電の制限または中止の解除までの間，これにより生じた小売電気事業，特定送配電事業または自己等への電気の供給の用に供する電気の不足電力の補給にあてるための電気を供給いたします。ただし，発電量調整供給に係る発電設備等が調整電源に該当する場合（当該発電設備等に故障等が生じたときを除きます。）は適用いたしません。	生じたとき。 ト　その他電気の需給上または保安上必要がある場合 (3) 当社は，低圧で受電または供給する場合で，(2)イ，ロ，ホ，へまたはトのときには，発電者の発電もしくは放電または需要者の電気の使用を制限し，もしくは中止し，または振替供給もしくは発電量調整供給の全部もしくは一部を中止することがあります。 なお，この場合には，当社は，あらかじめその旨を広告その他によって発電者または需要者にお知らせいたします。ただし，緊急やむをえない場合は，この限りではありません。 (4) 当社は，接続供給において，受電地点を会社間連系点とする電気に係る振替供給契約にもとづく給電指令等により，原則として３０分ごとの実需給の開始時刻の１時間前以降に当該振替供給等の全部または一部を中止された場合（会社間連系点等における電気の潮流が系統安定度等にもとづき算定される運用可能な容量を超過することにともなう場合に限ります。）は，供給地点における電気の供給に系統運用上の制約がある場合を除き，当該振替供給等の中止の解除までの間，これにより生じた小売電気事業，特定送配電事業または自己等への電気の供給の用に供する電気の不足電力の補給にあてるための電気を供給いたします。 (5) 当社は，発電量調整供給において，39（受電および供給の中止）または(2)イ，ロ，ホ，へまたはトの場合で，給電指令等により，原則として３０分ごとの実需給の開始時刻の１時間前以降に発電者の発電もしくは放電を制限し，または中止したときは，供給地点における電気の供給に系統運用上の制約がある場合を除き，当該発電もしくは放電の制限または中止の解除までの間，これにより生じた小売電気事業，特定送配電事業または自己等への電気の供給の用に供する電気の不足電力の補給にあてるための電気を供給いたします。ただし，発電量調整供給に係る発電設備等が調整電源に該当する場合（当該発電設備等に故障等が生じたときを除きます。）は適用いたしません。 (6) 当社は，発電量調整供給において，(2)ハの場合で，給電指令等により，原則として３０分ごとの実需給の開始時刻の１時間前以降に発電者の発電もしくは放電を制限し，または中止したときは，当該発電もしくは放電の制限または中止の解除までの間，これにより生じた小売電気事業，特定送配電事業または自己等への電気の供給の用に供する電気の不足電力の補給にあてるための電気を供給いたします。ただし，発電量調整供給に係る発電設備等が調整電源に該当する場合（当該発電設備等に故障等が生じたときを除きます。）は適用いたしません。

託送供給等約款(2024.10.1 実施)	託送供給等約款(2025.4.1 実施)
(7)当社は，(2)イ，ロ，ホ，ヘ，トまたは(3)によって，発電者の発電もしくは放電を制限し，または中止した場合には，次の割引を行ない料金を算定いたします。ただし，その原因が契約者，発電契約者，発電者または需要者の責めとなる理由による場合，(2)ロの場合で，発電契約者もしくは発電者と当社が事前に調整を行なった計画的な作業（電力広域的運営推進機関送配電等業務指針の定めによって調整を行なった作業に限ります。）による制限もしくは中止のときその他あらかじめ発電者の発電もしくは放電を制限し，または中止することが明らかな場合または(2)トの場合（低圧で受電する場合を含みます。）で，電気の需給上必要となった制限もしくは中止のときは，その部分については割引いたしません。 イ　低圧で受電する場合または高圧で受電する場合で，同時最大受電電力が５００キロワット未満となるとき。 (イ) 割引の対象 当該受電地点の系統連系受電サービスの基本料金から系統設備効率化割引額を差し引いた金額といたします。ただし，33（料金の算定）(1)イ，ハ，ニ，トまたはチの場合は，制限または中止の日における契約内容に応じて算定される１月の金額といたします。 (ロ) 割引率 １月中の制限し，または中止した延べ日数１日ごとに４パーセントといたします。 (ハ) 制限または中止延べ日数の計算 延べ日数は，１日のうち延べ１時間以上制限し，または中止した日を１日として計算いたします。 ロ　高圧で受電する場合で，同時最大受電電力が５００キロワット以上となるときまたは特別高圧で受電する場合 (イ) 割引の対象 当該受電地点の系統連系受電サービスの基本料金から系統設備効率化割引額を差し引いた金額といたします。ただし，33（料金の算定）(1)イ，ハ，ニ，トまたはチの場合は，制限または中止の日における契約内容に応じて算定される１月の金額といたします。 (ロ) 割引率 １月中の制限し，または中止した延べ時間数１時間ごとに０．２パーセントといたします。 (ハ) 制限または中止延べ時間数の計算 延べ時間数は，１回１０分以上の制限または中止の延べ時間とし，１	

託送供給等約款(2024.10.1 実施)	託送供給等約款(2025.4.1 実施)
~~時間未満の端数を生じた場合は，３０分以上は切り上げ，３０分未満は切り捨てます。~~ ~~なお，制限時間については，次の算式によって修正したうえで合計いたします。~~ ~~(算式)~~ ~~ａ　発電量調整受電電力を制限した場合~~ ~~H'＝H × （D － d） ／ D~~ ~~H'＝ 修正時間~~ ~~H＝ 制限時間~~ ~~D＝ 当該受電地点の同時最大受電電力~~ ~~d＝ 制限時間中の当該受電地点の発電量調整受電電力の最大値~~ ~~ｂ　発電量調整受電電力量を制限した場合~~ ~~H'＝ H × （A － B） ／ A~~ ~~H'＝ 修正時間~~ ~~H ＝ 制限時間~~ ~~A＝制限指定時間中の当該受電地点の基準となる電力量~~ ~~B＝制限時間中の当該受電地点の発電量調整受電電力量~~ ~~ｃ　発電量調整受電電力および発電量調整受電電力量を同時に制限した時間については，ａによる修正時間またはｂによる修正時間のいずれか大きいものによります。~~ ~~(8) (7)による延べ日数または延べ時間数を計算する場合には，電気工作物の保守または増強のための工事の必要上当社が発電者に３日前までにお知らせして行なう制限または中止は，１月につき１日を限って計算に入れません。この場合の１月につき１日とは，１暦月の１暦日における１回の工事による制限または中止の時間といたします。~~	
~~(9)~~ (9)当社は，(2)または(3)によって，需要者の電気の使用を制限し，または中止した場合，これにともなう料金の減額は行ないません。	(7)当社は，(2)または(3)によって，発電者の発電もしくは放電または需要者の電気の使用を制限し，または中止した場合，これにともなう料金の減額は行ないません。
~~(10)~~ (10)予備送電サービスの使用を制限し，または中止した場合，これにともなう料金の減額は行ないません。	(8)予備送電サービスの使用を制限し，または中止した場合，これにともなう料金の減額は行ないません。
~~(11)~~ (11)当社は，(2)イの場合で，発電量調整供給に係る発電設備等に対してＮ－１電制を実施したときは，これにより生じた小売電気事業，特定送配電事業または自己等への電気の供給の用に供する電気の不足電力量（以下「Ｎ－１電制時調達不足電力量」といいます。）の調達に要した費用の実費相当額に，Ｎ	(9)当社は，(2)イの場合で，発電量調整供給に係る発電設備等に対してＮ－１電制を実施したときは，これにより生じた小売電気事業，特定送配電事業または自己等への電気の供給の用に供する電気の不足電力量（以下「Ｎ－１電制時調達不足電力量」といいます。）の調達に要した費用の実費相当額に，Ｎ

託送供給等約款(2024.10.1 実施)	託送供給等約款(2025.4.1 実施)
－１電制が実施された発電設備等を再度起動するために要した燃料費等の費用の実費を加えた金額から，Ｎ－１電制が実施されなかったとしたときにその発電設備等がＮ－１電制時調達不足電力量を発電または放電するのに要したであろう費用に相当する金額を差し引いた金額について，電力広域的運営推進機関が認める範囲においてＮ－１電制オペレーション費用として発電契約者にお支払いいたします。	－１電制が実施された発電設備等を再度起動するために要した燃料費等の費用の実費を加えた金額から，Ｎ－１電制が実施されなかったとしたときにその発電設備等がＮ－１電制時調達不足電力量を発電または放電するのに要したであろう費用に相当する金額を差し引いた金額について，電力広域的運営推進機関が認める範囲においてＮ－１電制オペレーション費用として発電契約者にお支払いいたします。
42　契約超過金	**42　契約超過金**
(1) 契約者が接続送電サービス契約電力，臨時接続送電サービス契約電力または予備送電サービス契約電力をこえて電気を使用された場合には，当社の責めとなる理由による場合を除き，当社は，契約超過電力に接続送電サービスもしくは臨時接続送電サービスの該当基本料金率または予備送電サービスの該当料金率を乗じてえた金額をその１月の力率により割引または割増ししたもの（ただし，予備送電サービス契約電力をこえて電気を使用された場合は，力率による割引または割増しをいたしません。）の１．５倍に相当する金額を，契約超過金として契約者から申し受けます。 　なお，この場合，契約超過電力とは，その１月の最大需要電力等から接続送電サービス契約電力，臨時接続送電サービス契約電力または予備送電サービス契約電力を差し引いた値といたします。 　また，当社が分割接続供給を行なう供給地点において，いずれかの契約者が接続送電サービス契約電力，臨時接続送電サービス契約電力または予備送電サービス契約電力をこえて当社のサービスを利用された場合は，それぞれの契約者に係る接続送電サービス，臨時接続送電サービスまたは予備送電サービスにおける契約超過金とあわせて，33（料金の算定）(12)，(13)または(14)にもとづき料金の調整を行なうために，１供給地点につき，１接続送電サービス，１臨時接続送電サービスまたは１予備送電サービスを適用したときの契約超過金を算定し，それぞれの契約者に係る接続送電サービス，臨時接続送電サービスまたは予備送電サービスにおける契約超過金の合計と，１供給地点につき，１接続送電サービス，１臨時接続送電サービスまたは１予備送電サービスを適用した場合における契約超過金との間に差が生ずるときは，33（料金の算定）(12)，(13)または(14)に準じて契約超過金の調整を~~実施いたします~~。	(1) 契約者が接続送電サービス契約電力，臨時接続送電サービス契約電力または予備送電サービス契約電力をこえて電気を使用された場合には，当社の責めとなる理由による場合を除き，当社は，契約超過電力に接続送電サービスもしくは臨時接続送電サービスの該当基本料金率または予備送電サービスの該当料金率を乗じてえた金額をその１月の力率により割引または割増ししたもの（ただし，予備送電サービス契約電力をこえて電気を使用された場合は，力率による割引または割増しをいたしません。）の１．５倍に相当する金額を，契約超過金として契約者から申し受けます。 　なお，この場合，契約超過電力とは，その１月の最大需要電力等から接続送電サービス契約電力，臨時接続送電サービス契約電力または予備送電サービス契約電力を差し引いた値といたします。 　また，当社が分割接続供給を行なう供給地点において，いずれかの契約者が接続送電サービス契約電力，臨時接続送電サービス契約電力または予備送電サービス契約電力をこえて当社のサービスを利用された場合は，それぞれの契約者に係る接続送電サービス，臨時接続送電サービスまたは予備送電サービスにおける契約超過金とあわせて，33（料金の算定）(12)，(13)または(14)にもとづき料金の調整を行なうために，１供給地点につき，１接続送電サービス，１臨時接続送電サービスまたは１予備送電サービスを適用したときの契約超過金を算定し，それぞれの契約者に係る接続送電サービス，臨時接続送電サービスまたは予備送電サービスにおける契約超過金の合計と，１供給地点につき，１接続送電サービス，１臨時接続送電サービスまたは１予備送電サービスを適用した場合における契約超過金との間に差が生ずるときは，33（料金の算定）(12)，(13)または(14)に準じて契約超過金の調整を行<u>ないます</u>。
(2) 発電者が同時最大受電電力をこえて発電または放電された場合には，当社の責めとなる理由による場合を除き，当社は，契約超過受電電力に系統連系受電サービスの基本料金率を乗じてえた金額の１．５倍に相当する金額を，	(2) 発電者が同時最大受電電力をこえて発電または放電された場合には，当社の責めとなる理由による場合を除き，当社は，契約超過受電電力に系統連系受電サービスの基本料金率を乗じてえた金額の１．５倍に相当する金額を，

託送供給等約款(2024.10.1 実施)	託送供給等約款(2025.4.1 実施)
契約超過金として発電者から申し受けます。 なお，この場合，契約超過受電電力は，次によって受電地点ごとに，発電バランシンググループごとに定めます。 イ　発電場所が１発電バランシンググループに属している場合 (ｲ)　同時最大受電電力が発電設備等に係る供給地点の接続送電サービス契約電力（発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は，１接続送電サービスを適用したときのその１月の接続送電サービス契約電力といたします。）を上回る場合または発電設備等に係る供給地点において電灯定額接続送電サービスが適用されている場合 その１月の最大連系電力等から同時最大受電電力を差し引いた値といたします。 (ﾛ)　同時最大受電電力が発電設備等に係る供給地点の接続送電サービス契約電力（発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は，１接続送電サービスを適用したときのその１月の接続送電サービス契約電力といたします。）を下回る場合 その１月の最大連系電力等から発電設備等に係る供給地点の接続送電サービス契約電力（発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は，１接続送電サービスを適用したときのその１月の接続送電サービス契約電力といたします。）を差し引いた値といたします。ただし，差し引いた値が零を下回る場合は，契約超過金を申し受けません。 ロ　発電場所が複数の発電バランシンググループに属している場合 (ｲ)　同時最大受電電力が発電設備等に係る供給地点の接続送電サービス契約電力（発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は，１接続送電サービスを適用したときのその１月の接続送電サービス契約電力といたします。）を上回る場合または発電設備等に係る供給地点において電灯定額接続送電サービスが適用されている場合 発電バランシンググループごとの契約超過受電電力は，その１月の最大連系電力等を契約受電電力の比であん分してえた値から同時最大受電電力を契約受電電力の比であん分してえた値を差し引いた値といたします。 (ﾛ)　同時最大受電電力が発電設備等に係る供給地点の接続送電サービス契約電力（発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は，１接続送電サービスを適用したときのその１月の接続送電サービス契約電力といたします。）を下回る場合	契約超過金として発電者から申し受けます。 なお，この場合，契約超過受電電力は，次によって受電地点ごとに，発電バランシンググループごとに定めます。 イ　発電場所が１発電バランシンググループに属している場合 (ｲ)　同時最大受電電力が発電設備等に係る供給地点の接続送電サービス契約電力（発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は，１接続送電サービスを適用したときのその１月の接続送電サービス契約電力といたします。）を上回る場合または発電設備等に係る供給地点において電灯定額接続送電サービスが適用されている場合 その１月の最大連系電力等から同時最大受電電力を差し引いた値といたします。 (ﾛ)　同時最大受電電力が発電設備等に係る供給地点の接続送電サービス契約電力（発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は，１接続送電サービスを適用したときのその１月の接続送電サービス契約電力といたします。）を下回る場合 その１月の最大連系電力等から発電設備等に係る供給地点の接続送電サービス契約電力（発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は，１接続送電サービスを適用したときのその１月の接続送電サービス契約電力といたします。）を差し引いた値といたします。ただし，差し引いた値が零を下回る場合は，契約超過金を申し受けません。 ロ　発電場所が複数の発電バランシンググループに属している場合 (ｲ)　同時最大受電電力が発電設備等に係る供給地点の接続送電サービス契約電力（発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は，１接続送電サービスを適用したときのその１月の接続送電サービス契約電力といたします。）を上回る場合または発電設備等に係る供給地点において電灯定額接続送電サービスが適用されている場合 発電バランシンググループごとの契約超過受電電力は，その１月の最大連系電力等を契約受電電力の比であん分してえた値から同時最大受電電力を契約受電電力の比であん分してえた値を差し引いた値といたします。 (ﾛ)　同時最大受電電力が発電設備等に係る供給地点の接続送電サービス契約電力（発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は，１接続送電サービスを適用したときのその１月の接続送電サービス契約電力といたします。）を下回る場合

託送供給等約款(2024.10.1 実施)	託送供給等約款(2025.4.1 実施)
発電バランシンググループごとの契約超過受電電力は，その１月の最大連系電力等を契約受電電力の比であん分してえた値から発電設備等に係る供給地点のその１月の接続送電サービス契約電力（発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は，１接続送電サービスを適用したときのその１月の接続送電サービス契約電力といたします。）を契約受電電力の比であん分してえた値を差し引いた値といたします。ただし，差し引いた値が零を下回る場合は，契約超過金を申し受けません。	発電バランシンググループごとの契約超過受電電力は，その１月の最大連系電力等を契約受電電力の比であん分してえた値から発電設備等に係る供給地点のその１月の接続送電サービス契約電力（発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は，１接続送電サービスを適用したときのその１月の接続送電サービス契約電力といたします。）を契約受電電力の比であん分してえた値を差し引いた値といたします。ただし，差し引いた値が零を下回る場合は，契約超過金を申し受けません。
ハ　イおよびロにおいて，契約超過受電電力の算定上，次のものについても接続送電サービス契約電力１キロワットとみなします。	ハ　イおよびロにおいて，契約超過受電電力の算定上，次のものについても接続送電サービス契約電力１キロワットとみなします。
(ｲ)臨時接続送電サービス契約電力（発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は，１臨時接続送電サービスを適用したときの臨時接続送電サービス契約電力といたします。）１キロワット	(ｲ)臨時接続送電サービス契約電力（発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は，１臨時接続送電サービスを適用したときの臨時接続送電サービス契約電力といたします。）１キロワット
(ﾛ)接続送電サービス契約電流または臨時接続送電サービス契約電流１０アンペア ただし，接続送電サービス契約電流が５アンペアの場合は，０．５キロワットとみなし，１５アンペアの場合は，１．５キロワットとみなします。	(ﾛ)接続送電サービス契約電流または臨時接続送電サービス契約電流１０アンペア ただし，接続送電サービス契約電流が５アンペアの場合は，０．５キロワットとみなし，１５アンペアの場合は，１．５キロワットとみなします。
(ﾊ)接続送電サービス契約容量または臨時接続送電サービス契約容量１キロボルトアンペア	(ﾊ)接続送電サービス契約容量または臨時接続送電サービス契約容量１キロボルトアンペア
(ﾆ)電灯臨時定額接続送電サービスにおける契約負荷設備の総容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，各契約負荷設備ごとに別表４〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）１キロボルトアンペア ただし，電灯臨時定額接続送電サービスにおける契約負荷設備の総容量の端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。	(ﾆ)電灯臨時定額接続送電サービスにおける契約負荷設備の総容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，各契約負荷設備ごとに別表４〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）１キロボルトアンペア ただし，電灯臨時定額接続送電サービスにおける契約負荷設備の総容量の端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。
(ﾎ)附則３（揚水発電設備等が設置された需要場所に接続供給を行なう場合の特別措置）の適用を受けている場合の接続供給課金対象電力（揚水発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は，１接続送電サービスまたは１臨時接続送電サービスを適用したときの接続供給課金対象電力といたします。）１キロワット	(ﾎ)附則３（揚水発電設備等が設置された需要場所に接続供給を行なう場合の特別措置）の適用を受けている場合の接続供給課金対象電力（揚水発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は，１接続送電サービスまたは１臨時接続送電サービスを適用したときの接続供給課金対象電力といたします。）１キロワット
(3) 契約超過金の支払期日および支払方法については，次のとおりといたします。	(3) 契約超過金の支払期日および支払方法については，次のとおりといたします。
イ　契約者の場合 契約電力をこえて電気を使用された月の検針日が供給側料金算定日とな	イ　契約者の場合 契約電力をこえて電気を使用された月の検針日が供給側料金算定日とな

託送供給等約款(2024.10.1 実施)	託送供給等約款(2025.4.1 実施)
る日程等別料金（該当する日程等別料金がない場合は，供給側料金算定日が直後の日程等別料金といたします。）の支払期日までに，その日程等別料金と合わせて支払っていただきます。 ロ　発電者の場合 同時最大受電電力をこえて発電または放電された月の検針日が受電側料金算定日となる系統連系受電サービス料金（該当する系統連系受電サービス料金がない場合は，受電側料金算定日が直後の系統連系受電サービス料金といたします。）の支払期日までに，原則として，その系統連系受電サービス料金とあわせて支払っていただきます。	る日程等別料金（該当する日程等別料金がない場合は，供給側料金算定日が直後の日程等別料金といたします。）の支払期日までに，その日程等別料金と合わせて支払っていただきます。 ロ　発電者の場合 同時最大受電電力をこえて発電または放電された月の検針日が受電側料金算定日となる系統連系受電サービス料金（該当する系統連系受電サービス料金がない場合は，受電側料金算定日が直後の系統連系受電サービス料金といたします。）の支払期日までに，原則として，その系統連系受電サービス料金とあわせて支払っていただきます。

託送供給等約款(2024.10.1 実施)	託送供給等約款(2025.4.1 実施)
Ⅵ　契約の変更および終了	**Ⅵ　契約の変更および終了**
52　契約の変更 (1) 接続供給契約，振替供給契約，発電量調整供給契約，系統連系受電契約または需要抑制量調整供給契約の内容に変更が生じる場合は，Ⅱ（契約の申込み）に定める新たに接続供給契約，振替供給契約，発電量調整供給契約，系統連系受電契約または需要抑制量調整供給契約を希望される場合に準じて接続供給契約，振替供給契約，発電量調整供給契約，系統連系受電契約または需要抑制量調整供給契約を変更するものとし，すみやかに当社に変更を申し出ていただきます。 (2) 契約電力等，契約受電電力または同時最大受電電力の減少を希望される場合の(1)による契約の変更は，次のとおりといたします。 ただし，当社の供給設備を同一条件で継続して利用または反復して利用されることが想定されるにもかかわらず，発電契約者から，発電設備等の検査，補修，休止等の理由により契約受電電力または同時最大受電電力の減少の申出がある場合は，正当な理由がない限り，契約受電電力または同時最大受電電力の減少はできないものといたします。 イ　契約者または発電契約者は，あらかじめ契約電力等，契約受電電力または同時最大受電電力の減少希望日を定めて，当社に申し出ていただきます。この場合，当社は，原則として，契約者または発電契約者が申し出た契約電力等，契約受電電力または同時最大受電電力の減少希望日に契約電力等，契約受電電力または同時最大受電電力を減少させるための適当な処置を行ないます。 ロ　契約電力等，契約受電電力または同時最大受電電力は，次の場合を除き，契約者または発電契約者が当社に申し出た減少希望日に減少いたします。 (ｲ) 当社が契約者または発電契約者からの申出を減少希望日の翌日以降に受けた場合は，申出を受けた日に契約電力等，契約受電電力または同時最大受電電力が減少したものといたします。 (ﾛ) 当社の責めとならない理由（非常変災等の場合を除きます。）により契約電力等，契約受電電力または同時最大受電電力を減少させるための処置ができない場合は，契約電力等，契約受電電力または同時最大受電電力を減少させるための処置が可能となった日に減少するものといたします。 (3) 低圧で供給する場合で，需要者が小売電気事業者の変更を希望され，契約	**52　契約の変更** (1) 接続供給契約，振替供給契約，発電量調整供給契約，系統連系受電契約または需要抑制量調整供給契約の内容に変更が生じる場合は，Ⅱ（契約の申込み）に定める新たに接続供給契約，振替供給契約，発電量調整供給契約，系統連系受電契約または需要抑制量調整供給契約を希望される場合に準じて接続供給契約，振替供給契約，発電量調整供給契約，系統連系受電契約または需要抑制量調整供給契約を変更するものとし，すみやかに当社に変更を申し出ていただきます。 (2) 契約電力等，契約受電電力または同時最大受電電力の減少を希望される場合の(1)による契約の変更は，次のとおりといたします。 ただし，当社の供給設備を同一条件で継続して利用または反復して利用されることが想定されるにもかかわらず，発電契約者から，発電設備等の検査，補修，休止等の理由により契約受電電力または同時最大受電電力の減少の申出がある場合は，正当な理由がない限り，契約受電電力または同時最大受電電力の減少はできないものといたします。 イ　契約者または発電契約者は，あらかじめ契約電力等，契約受電電力または同時最大受電電力の減少希望日を定めて，当社に申し出ていただきます。この場合，当社は，原則として，契約者または発電契約者が申し出た契約電力等，契約受電電力または同時最大受電電力の減少希望日に契約電力等，契約受電電力または同時最大受電電力を減少させるための適当な処置を行ないます。 ロ　契約電力等，契約受電電力または同時最大受電電力は，次の場合を除き，契約者または発電契約者が当社に申し出た減少希望日に減少いたします。 (ｲ) 当社が契約者または発電契約者からの申出を減少希望日の翌日以降に受けた場合は，申出を受けた日に契約電力等，契約受電電力または同時最大受電電力が減少したものといたします。 (ﾛ) 当社の責めとならない理由（非常変災等の場合を除きます。）により契約電力等，契約受電電力または同時最大受電電力を減少させるための処置ができない場合は，契約電力等，契約受電電力または同時最大受電電力を減少させるための処置が可能となった日に減少するものといたします。 (3) 低圧で供給する場合で，需要者が小売電気事業者の変更を希望され，契約

託送供給等約款(2024.10.1 実施)	託送供給等約款(2025.4.1 実施)
者が接続供給契約を変更するときの(1)による接続供給契約の変更は，次のとおりといたします。	者が接続供給契約を変更するときの(1)による接続供給契約の変更は，次のとおりといたします。
イ　需要者への電気の供給を廃止される契約者は，あらかじめ当該需要者に係る供給地点への託送供給の廃止希望日を定めて，当社に申し出ていただきます。ただし，廃止申込みがロの開始申込みより先だって行なわれた場合で，当該需要者への電気の供給を新たに開始される契約者からの当該供給地点への託送供給の開始の申込みが廃止希望日の２暦日前から起算して８営業日前の日の１暦日前（記録型計量器を取り付けている場合は廃止希望日の２暦日前から起算して１営業日前の日の１暦日前といたします。）までに行なわれなかったときには，当社は，当該廃止申込みの承諾を取り消します。 　また，廃止日は，当該供給地点への電気の供給を新たに開始される契約者が当社と定めた開始日と同一の日といたします。	イ　需要者への電気の供給を廃止される契約者は，あらかじめ当該需要者に係る供給地点への託送供給の廃止希望日を定めて，当社に申し出ていただきます。ただし，廃止申込みがロの開始申込みより先だって行なわれた場合で，当該需要者への電気の供給を新たに開始される契約者からの当該供給地点への託送供給の開始の申込みが廃止希望日の２暦日前から起算して８営業日前の日の１暦日前（記録型計量器を取り付けている場合は廃止希望日の２暦日前から起算して１営業日前の日の１暦日前といたします。）までに行なわれなかったときには，当社は，当該廃止申込みの承諾を取り消します。 　また，廃止日は，当該供給地点への電気の供給を新たに開始される契約者が当社と定めた開始日と同一の日といたします。
ロ　需要者への電気の供給を新たに開始される契約者は，あらかじめ当該需要者に係る供給地点への託送供給の開始希望日を定めて，当社に申し出ていただきます。この場合，当社は，契約者と協議のうえ開始日を定めます。ただし，開始申込みが廃止申込みより先だって行なわれた場合で，当該需要者への電気の供給を廃止される契約者からの当該供給地点への託送供給の廃止の申込みが開始希望日の２暦日前から起算して８営業日前の日の１暦日前（記録型計量器を取り付けている場合は廃止希望日の２暦日前から起算して１営業日前の日の１暦日前といたします。）までに行なわれなかったときには，当社は，当該開始申込みの承諾を取り消します。	ロ　需要者への電気の供給を新たに開始される契約者は，あらかじめ当該需要者に係る供給地点への託送供給の開始希望日を定めて，当社に申し出ていただきます。この場合，当社は，契約者と協議のうえ開始日を定めます。ただし，開始申込みが廃止申込みより先だって行なわれた場合で，当該需要者への電気の供給を廃止される契約者からの当該供給地点への託送供給の廃止の申込みが開始希望日の２暦日前から起算して８営業日前の日の１暦日前（記録型計量器を取り付けている場合は廃止希望日の２暦日前から起算して１営業日前の日の１暦日前といたします。）までに行なわれなかったときには，当社は，当該開始申込みの承諾を取り消します。
ハ　イおよびロにおける営業日は，当社が定めるものとし，契約者にお知らせいたします。	ハ　イおよびロにおける営業日は，当社が定めるものとし，契約者にお知らせいたします。
(4) 分割接続供給の場合で，いずれかの契約者に係る接続供給契約の内容に変更が生ずるときは，あらかじめ双方の契約者で協議のうえ，すみやかに当社に変更を申し出ていただきます。 　なお，分割接続供給に係る接続供給契約の開始または変更後１年に満たない場合，９（検討および契約の申込み）(4)イ(ヲ)ａ，ｂおよびｄの事項の変更はできないものといたします。	(4) 分割接続供給の場合で，いずれかの契約者に係る接続供給契約の内容に変更が生ずるときは，あらかじめ双方の契約者で協議のうえ，すみやかに当社に変更を申し出ていただきます。 　なお，分割接続供給に係る接続供給契約の開始または変更後１年に満たない場合，９（検討および契約の申込み）(4)イ(ヲ)ａ，ｂおよびｄの事項の変更はできないものといたします。
(5)需要抑制量調整供給契約の場合で，需要者が電力需給に関する契約等を締結している契約者を変更されたときは，需要抑制契約者からの申出がない場合であっても，当社は，需要者の需要場所に係る需要抑制量調整供給を終了させるための処置を行なうことがあります。 　なお，この場合には，当社が当該需要場所に係る需要抑制量調整供給を終	(5)需要抑制量調整供給契約の場合で，需要者が電力需給に関する契約等を締結している契約者を変更されたときは，需要抑制契約者からの申出がない場合であっても，当社は，需要者の需要場所に係る需要抑制量調整供給を終了させるための処置を行なうことがあります。 　なお，この場合には，当社が当該需要場所に係る需要抑制量調整供給を終

託送供給等約款(2024.10.1 実施)	託送供給等約款(2025.4.1 実施)
了させるための処置を行なった日に需要抑制量調整供給契約は変更され，または消滅するものといたします。	了させるための処置を行なった日に需要抑制量調整供給契約は変更され，または消滅するものといたします。 (6) 混雑緩和希望者提起による系統増強プロセス（以下「混雑緩和プロセス」といいます。）により供給設備の変更を希望される場合で，発電契約者が発電量調整供給契約を変更するときの(1)による発電量調整供給契約の変更は，次のとおりといたします。 イ　事前照会の申込み (ｲ)発電契約者は，混雑緩和プロセスの概要検討（以下「概要検討」といいます。）の申込みに先だち，当社所定の様式により，混雑緩和プロセスの事前照会（以下「事前照会」といいます。）の申込みをしていただきます。 (ﾛ)当社は，事前照会の申込みをいただいた後，原則として２月以内に，検討結果をお知らせいたします。 ロ　概要検討の申込み (ｲ)発電契約者は，混雑緩和プロセス開始の申込みに先だち，当社所定の様式により，イ(ﾛ)の検討結果をお知らせした日から２月以内に，概要検討の申込みをしていただきます。 (ﾛ)当社は，概要検討の申込みをいただいた後，原則として３月以内に，検討結果をお知らせいたします。 (ﾊ)当社は，１受電地点１検討につき２２万円を検討料として，概要検討の申込み時に発電契約者から申し受けます。 ハ　混雑緩和プロセス開始の申込み 発電契約者が混雑緩和プロセスを希望される場合で，電力広域的運営推進機関送配電等業務指針に定める混雑緩和プロセスに関する保証金（以下「混雑緩和プロセスに関する保証金」といい，その金額は電力広域的運営推進機関業務規程に定める方法により算定いたします。）を要するときは，混雑緩和プロセスに関する保証金をお支払いいただき，ロ(ﾛ)の検討結果をお知らせした日から１月以内に，混雑緩和プロセス開始の申込みをしていただきます。 なお，発電契約者が追加混雑緩和希望者の募集が開始された混雑緩和プロセスへ参加を希望される場合で，混雑緩和プロセスに関する保証金を要するときは，混雑緩和プロセスに関する保証金をお支払いいただき，募集開始日から２月以内に応募をしていただきます。 また，混雑緩和プロセスにもとづき工事費負担金補償金を定める場合は，当社と工事費負担金の補償に関する契約を締結していただきます。

託送供給等約款(2024.10.1 実施)	託送供給等約款(2025.4.1 実施)
55　供給開始後の契約の廃止または変更にともなう料金および工事費の精算 (1) 次の場合には，当社は，接続供給契約の廃止または変更の日に料金および工事費を契約者に，発電量調整供給契約の廃止または変更の日に料金および工事費を発電契約者に，それぞれ精算していただきます。 なお，この場合は，受電地点または供給地点ごとに精算するものといたします。ただし，分割接続供給の場合は，供給地点に係る接続供給契約ごとに精算するものといたします。 イ　接続供給の場合 (ｲ) 低圧で供給する場合 a　契約者が接続送電サービス契約電力，接続送電サービス契約電流または接続送電サービス契約容量を新たに設定し，または増加された後１年に満たないでこれを廃止しようとされる場合は，それまでの期間の接続送電サービス料金について，さかのぼって，新たに設定し，または増加された接続送電サービス契約電力，接続送電サービス契約電流または接続送電サービス契約容量分につき，電灯標準接続送電サービス，電灯時間帯別接続送電サービスまたは電灯従量接続送電サービスの適用を受けていた場合は該当料金の１０パーセントを割増ししたものを適用し，動力標準接続送電サービス，動力時間帯別接続送電サービスまたは動力従量接続送電サービスの適用を受けていた場合は該当料金の２０パーセントを割増ししたものを適用いたします。 また，当社は，契約者が接続送電サービス契約電力，接続送電サービス契約電流または接続送電サービス契約容量を新たに設定し，または増加されたことにともない新たに施設した供給設備について，73(臨時工事費）の臨時工事費として算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額を~~申し受けます~~。 なお，増加後に廃止しようとされる場合には，それぞれの接続供給電力量は，接続送電サービス契約電力，接続送電サービス契約電流または接続送電サービス契約容量の増加分と残余分の比であん分したものといたします。 b　契約者が接続送電サービス契約電力，接続送電サービス契約電流または接続送電サービス契約容量を新たに設定し，または増加された後１年に満たないでこれを減少しようとされる場合は，それまでの期間の接続送電サービス料金について，さかのぼって，減少される接続送電サービス契約電力，接続送電サービス契約電流または接続送電サー	**55　供給開始後の契約の廃止または変更にともなう料金および工事費の精算** (1) 次の場合には，当社は，接続供給契約の廃止または変更の日に料金および工事費を契約者に，発電量調整供給契約の廃止または変更の日に料金および工事費を発電契約者に，それぞれ精算していただきます。 なお，この場合は，受電地点または供給地点ごとに精算するものといたします。ただし，分割接続供給の場合は，供給地点に係る接続供給契約ごとに精算するものといたします。 イ　接続供給の場合 (ｲ) 低圧で供給する場合 a　契約者が接続送電サービス契約電力，接続送電サービス契約電流または接続送電サービス契約容量を新たに設定し，または増加された後１年に満たないでこれを廃止しようとされる場合は，それまでの期間の接続送電サービス料金について，さかのぼって，新たに設定し，または増加された接続送電サービス契約電力，接続送電サービス契約電流または接続送電サービス契約容量分につき，電灯標準接続送電サービス，電灯時間帯別接続送電サービスまたは電灯従量接続送電サービスの適用を受けていた場合は該当料金の１０パーセントを割増ししたものを適用し，動力標準接続送電サービス，動力時間帯別接続送電サービスまたは動力従量接続送電サービスの適用を受けていた場合は該当料金の２０パーセントを割増ししたものを適用いたします。 また，当社は，契約者が接続送電サービス契約電力，接続送電サービス契約電流または接続送電サービス契約容量を新たに設定し，または増加されたことにともない新たに施設した供給設備について，73(臨時工事費）の臨時工事費として算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額を精算いたします。 なお，増加後に廃止しようとされる場合には，それぞれの接続供給電力量は，接続送電サービス契約電力，接続送電サービス契約電流または接続送電サービス契約容量の増加分と残余分の比であん分したものといたします。 b　契約者が接続送電サービス契約電力，接続送電サービス契約電流または接続送電サービス契約容量を新たに設定し，または増加された後１年に満たないでこれを減少しようとされる場合は，それまでの期間の接続送電サービス料金について，さかのぼって，減少される接続送電サービス契約電力，接続送電サービス契約電流または接続送電サー

託送供給等約款(2024.10.1 実施)	託送供給等約款(2025.4.1 実施)
ビス契約容量分につき，電灯標準接続送電サービス，電灯時間帯別接続送電サービスまたは電灯従量接続送電サービスの適用を受けていた場合は該当料金の１０パーセントを割増ししたものを適用し，動力標準接続送電サービス，動力時間帯別接続送電サービスまたは動力従量接続送電サービスの適用を受けていた場合は該当料金の２０パーセントを割増ししたものを適用いたします。 また，当社の供給設備のうち接続送電サービス契約電力，接続送電サービス契約電流または接続送電サービス契約容量の減少に見合う部分について，73（臨時工事費）の臨時工事費として算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額を~~申し受けます~~。 なお，この場合には，それぞれの接続供給電力量は，接続送電サービス契約電力，接続送電サービス契約電流または接続送電サービス契約容量の減少分と残余分の比であん分したものといたします。	ビス契約容量分につき，電灯標準接続送電サービス，電灯時間帯別接続送電サービスまたは電灯従量接続送電サービスの適用を受けていた場合は該当料金の１０パーセントを割増ししたものを適用し，動力標準接続送電サービス，動力時間帯別接続送電サービスまたは動力従量接続送電サービスの適用を受けていた場合は該当料金の２０パーセントを割増ししたものを適用いたします。 また，当社の供給設備のうち接続送電サービス契約電力，接続送電サービス契約電流または接続送電サービス契約容量の減少に見合う部分について，73（臨時工事費）の臨時工事費として算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額を精算いたします。 なお，この場合には，それぞれの接続供給電力量は，接続送電サービス契約電力，接続送電サービス契約電流または接続送電サービス契約容量の減少分と残余分の比であん分したものといたします。
c　当社が将来の需要等を考慮して供給設備を常置する場合は，ａおよびｂにかかわらず精算いたしません。	c　当社が将来の需要等を考慮して供給設備を常置する場合は，ａおよびｂにかかわらず精算いたしません。
d　電灯定額接続送電サービスの適用を受ける場合の料金および工事費の精算は，ａ，ｂおよびｃに準ずるものといたします。	d　電灯定額接続送電サービスの適用を受ける場合の料金および工事費の精算は，ａ，ｂおよびｃに準ずるものといたします。
(ﾛ) 高圧または特別高圧で供給する場合	(ﾛ) 高圧または特別高圧で供給する場合
a　契約者が接続送電サービス契約電力または予備送電サービス契約電力を新たに設定し，または増加された後１年に満たないでこれを廃止しようとされる場合は，それまでの期間の接続送電サービス料金または予備送電サービス料金について，さかのぼって，新たに設定し，または増加された契約電力分につき該当料金の２０パーセントを割増ししたものを適用いたします。また，当社は，契約者が接続送電サービス契約電力を新たに設定し，または増加されたことにともない新たに施設した供給設備について，73（臨時工事費）の臨時工事費として算定される金額と，既に申し受けた工事費負担金との差額を~~申し受けます~~。 なお，増加後に廃止しようとされる場合には，それぞれの接続供給電力量は，接続送電サービス契約電力または予備接続送電サービス契約電力の増加分と残余分の比であん分したものといたします。	a　契約者が接続送電サービス契約電力または予備送電サービス契約電力を新たに設定し，または増加された後１年に満たないでこれを廃止しようとされる場合は，それまでの期間の接続送電サービス料金または予備送電サービス料金について，さかのぼって，新たに設定し，または増加された契約電力分につき該当料金の２０パーセントを割増ししたものを適用いたします。また，当社は，契約者が接続送電サービス契約電力または予備送電サービス契約電力を新たに設定し，または増加されたことにともない新たに施設した供給設備について，73（臨時工事費）の臨時工事費として算定される金額と，既に申し受けた工事費負担金との差額を精算いたします。 なお，増加後に廃止しようとされる場合には，それぞれの接続供給電力量は，接続送電サービス契約電力または予備接続送電サービス契約電力の増加分と残余分の比であん分したものといたします。
b　契約者が接続送電サービス契約電力または予備送電サービス契約電力を新たに設定し，または増加された後１年に満たないでこれを減少しようとされる場合は，それまでの期間の接続送電サービス料金または予備送電サービス料金について，さかのぼって，減少契約電力分に	b　契約者が接続送電サービス契約電力または予備送電サービス契約電力を新たに設定し，または増加された後１年に満たないでこれを減少しようとされる場合は，それまでの期間の接続送電サービス料金または予備送電サービス料金について，さかのぼって，減少契約電力分に

託送供給等約款(2024.10.1 実施)	託送供給等約款(2025.4.1 実施)
つき該当料金の２０パーセントを割増ししたものを適用いたします。また，当社の供給設備のうち接続送電サービス契約電力または予備送電サービス契約電力の減少に見合う部分について，73（臨時工事費）の臨時工事費として算定される金額と，既に申し受けた工事費負担金との差額を~~申し受けます~~。 なお，この場合には，それぞれの接続供給電力量は，接続送電サービス契約電力または予備送電サービス契約電力の減少分と残余分の比であん分したものといたします。	つき該当料金の２０パーセントを割増ししたものを適用いたします。また，当社の供給設備のうち接続送電サービス契約電力または予備送電サービス契約電力の減少に見合う部分について，73（臨時工事費）の臨時工事費として算定される金額と，既に申し受けた工事費負担金との差額を精算いたします。 なお，この場合には，それぞれの接続供給電力量は，接続送電サービス契約電力または予備送電サービス契約電力の減少分と残余分の比であん分したものといたします。
c　分割接続供給の場合は，ａおよびｂにかかわらず，次のとおりといたします。	c　分割接続供給の場合は，ａおよびｂにかかわらず，次のとおりといたします。
(a) 契約者が，１供給地点につき，１接続送電サービスまたは１予備送電サービスを適用した場合の接続送電サービス契約電力または予備送電サービス契約電力を新たに設定し，または増加された後１年に満たないでこれを消滅させる場合は，それまでの期間の双方の契約者に係る接続送電サービス料金または予備送電サービス料金および１供給地点につき，１接続送電サービスまたは１予備送電サービスを適用した場合の接続送電サービス料金または予備送電サービス料金について，さかのぼって，新たに設定し，または増加された契約電力分につき該当料金の 20 パーセントを割増ししたものを適用いたします。また，当社は，契約者が，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービス契約電力を新たに設定し，または増加されたことにともない新たに施設した供給設備について，73（臨時工事費）の臨時工事費として算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額を，双方の契約者と当社との協議によって，一方または双方の契約者~~から申し受けます~~。 なお，増加後に消滅させる場合には，それぞれの接続供給電力量は，接続送電サービス契約電力の増加分と残余分の比であん分したものといたします。	(a) 契約者が，１供給地点につき，１接続送電サービスまたは１予備送電サービスを適用した場合の接続送電サービス契約電力または予備送電サービス契約電力を新たに設定し，または増加された後１年に満たないでこれを消滅させる場合は，それまでの期間の双方の契約者に係る接続送電サービス料金または予備送電サービス料金および１供給地点につき，１接続送電サービスまたは１予備送電サービスを適用した場合の接続送電サービス料金または予備送電サービス料金について，さかのぼって，新たに設定し，または増加された契約電力分につき該当料金の 20 パーセントを割増ししたものを適用いたします。また，当社は，契約者が，１供給地点につき，１接続送電サービスまたは１予備送電サービスを適用した場合の接続送電サービス契約電力または予備送電サービス契約電力を新たに設定し，または増加されたことにともない新たに施設した供給設備について，73（臨時工事費）の臨時工事費として算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額を，双方の契約者と当社との協議によって，一方または双方の契約者と精算いたします。 なお，増加後に消滅させる場合には，それぞれの接続供給電力量は，接続送電サービス契約電力の増加分と残余分の比であん分したものといたします。
(b) 契約者が，１供給地点につき，１接続送電サービスまたは１予備送電サービスを適用した場合の接続送電サービス契約電力または予備送電サービス契約電力を新たに設定し，または増加された後１年に満たないでこれを減少しようとされる場合は，それまでの期間の双方の契約者に係る接続送電サービス料金または予備送電サービス料金および１供給地点につき，１接続送電サービスまたは１予備送	(b) 契約者が，１供給地点につき，１接続送電サービスまたは１予備送電サービスを適用した場合の接続送電サービス契約電力または予備送電サービス契約電力を新たに設定し，または増加された後１年に満たないでこれを減少しようとされる場合は，それまでの期間の双方の契約者に係る接続送電サービス料金または予備送電サービス料金および１供給地点につき，１接続送電サービスまたは１予備送

託送供給等約款(2024.10.1 実施)	託送供給等約款(2025.4.1 実施)
電サービスを適用した場合の接続送電サービス料金または予備送電サービス料金について，さかのぼって，減少契約電力分につき該当料金の 20 パーセントを割増ししたものを適用いたします。また，当社の供給設備のうち，１供給地点につき，１接続送電サービスまたは１予備送電サービスを適用した場合の接続送電サービス契約電力または予備送電サービス契約電力の減少に見合う部分について，73（臨時工事費）の臨時工事費として算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額を，双方の契約者と当社との協議によって，一方または双方の契約者~~から申し受けます~~。 なお，この場合には，それぞれの接続供給電力量は，接続送電サービス契約電力の減少分と残余分の比であん分したものといたします。	電サービスを適用した場合の接続送電サービス料金または予備送電サービス料金について，さかのぼって，減少契約電力分につき該当料金の 20 パーセントを割増ししたものを適用いたします。また，当社の供給設備のうち，１供給地点につき，１接続送電サービスまたは１予備送電サービスを適用した場合の接続送電サービス契約電力または予備送電サービス契約電力の減少に見合う部分について，73（臨時工事費）の臨時工事費として算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額を，双方の契約者と当社との協議によって，一方または双方の契約者と精算いたします。 なお，この場合には，それぞれの接続供給電力量は，接続送電サービス契約電力の減少分と残余分の比であん分したものといたします。
(c) (a)または(b)で料金の精算を行なう場合で，それぞれの契約者に係る接続送電サービス料金の合計と，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービス料金との間に差が生ずるときは，33（料金の算定）(12)に準じて接続送電サービス料金の調整を行ない，それぞれの契約者に係る予備送電サービス料金の合計と，１供給地点につき，１予備送電サービスを適用した場合の予備送電サービス料金との間に差が生ずるときは，33（料金の算定）(14)に準じて予備送電サービス料金の調整を行ないます。	(c) (a)または(b)で料金の精算を行なう場合で，それぞれの契約者に係る接続送電サービス料金の合計と，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービス料金との間に差が生ずるときは，33（料金の算定）(12)に準じて接続送電サービス料金の調整を行ない，それぞれの契約者に係る予備送電サービス料金の合計と，１供給地点につき，１予備送電サービスを適用した場合の予備送電サービス料金との間に差が生ずるときは，33（料金の算定）(14)に準じて予備送電サービス料金の調整を行ないます。
(ハ) 19（接続送電サービス）(2)イ(イ)によって接続送電サービス契約電力を定める契約者（19〔接続送電サービス〕(2)ニで需要者の発電設備の検査，補修または事故〔停電による停止等を含みます。〕により生じた不足電力の補給にあてるための電気の供給分以外の供給分について，19〔接続送電サービス〕(2)イ(イ)に準じて定める契約者を含みます。）が，需要場所における受電設備等を新たに設定し，または需要場所における受電設備の総容量等を増加された日以降１年に満たないで接続送電サービス契約電力を廃止し，または 19（接続送電サービス）(2)イ(イ) c により接続送電サービス契約電力を減少しようとされる場合は，(イ)または(ロ)に準ずるものといたします。この場合，(イ)または(ロ)にいう接続送電サービス契約電力を新たに設定するとは，需要場所における受電設備等を新たに設定することとし，接続送電サービス契約電力を増加するとは，需要場所における受電設備の総容量等を増加することとし，接続送電サービス契約電力を減少するとは，19（接続送電サービス）(2)イ(イ) c により接続送電サービス契約電力を減少することといたします。	(ハ) 19（接続送電サービス）(2)イ(イ)によって接続送電サービス契約電力を定める契約者（19〔接続送電サービス〕(2)ニで需要者の発電設備の検査，補修または事故〔停電による停止等を含みます。〕により生じた不足電力の補給にあてるための電気の供給分以外の供給分について，19〔接続送電サービス〕(2)イ(イ)に準じて定める契約者を含みます。）が，需要場所における受電設備等を新たに設定し，または需要場所における受電設備の総容量等を増加された日以降１年に満たないで接続送電サービス契約電力を廃止し，または 19（接続送電サービス）(2)イ(イ) c により接続送電サービス契約電力を減少しようとされる場合は，(イ)または(ロ)に準ずるものといたします。この場合，(イ)または(ロ)にいう接続送電サービス契約電力を新たに設定するとは，需要場所における受電設備等を新たに設定することとし，接続送電サービス契約電力を増加するとは，需要場所における受電設備の総容量等を増加することとし，接続送電サービス契約電力を減少するとは，19（接続送電サービス）(2)イ(イ) c により接続送電サービス契約電力を減少することといたします。

託送供給等約款(2024.10.1 実施)	託送供給等約款(2025.4.1 実施)
ロ　発電量調整供給の場合 (ｲ) 発電契約者が契約受電電力，同時最大受電電力または予備送電サービス契約電力を新たに設定し，または増加された後１年に満たないでこれを廃止しようとされる場合で，新たに施設した当社の供給設備を撤去するときには，その諸工費から，その撤去後の資材の残存価額を差し引いた金額を申し受けます。 (ﾛ) 発電契約者が契約受電電力，同時最大受電電力または予備送電サービス契約電力を新たに設定し，または増加された後１年に満たないでこれを減少しようとされる場合で，当社の供給設備のうち契約受電電力，同時最大受電電力または予備送電サービス契約電力の減少に見合う部分について，新たに施設した当社の供給設備を撤去するときには，その諸工費から，その撤去後の資材の残存価額を差し引いた金額を申し受けます。 (2) 発電者または需要者が当社の供給設備を同一の使用形態で利用され，利用されてからの期間が１年以上になる場合には，１年以上利用される契約電力等に見合う部分については，(1)にかかわらず精算いたしません。 なお，接続供給契約または発電量調整供給契約の消滅または変更の日以降に１年以上にならないことが明らかになった場合には，明らかになった日に(1)に準じて精算を行ないます。 (3) 非常変災等やむをえない理由による場合は，(1)にかかわらず精算いたしません。	ロ　発電量調整供給の場合 (ｲ) 発電契約者が契約受電電力，同時最大受電電力または予備送電サービス契約電力を新たに設定し，または増加された後１年に満たないでこれを廃止しようとされる場合で，新たに施設した当社の供給設備を撤去するときには，その諸工費から，その撤去後の資材の残存価額を差し引いた金額を申し受けます。 (ﾛ) 発電契約者が契約受電電力，同時最大受電電力または予備送電サービス契約電力を新たに設定し，または増加された後１年に満たないでこれを減少しようとされる場合で，当社の供給設備のうち契約受電電力，同時最大受電電力または予備送電サービス契約電力の減少に見合う部分について，新たに施設した当社の供給設備を撤去するときには，その諸工費から，その撤去後の資材の残存価額を差し引いた金額を申し受けます。 (2) 発電者または需要者が当社の供給設備を同一の使用形態で利用され，利用されてからの期間が１年以上になる場合には，１年以上利用される契約電力等に見合う部分については，(1)にかかわらず精算いたしません。 なお，接続供給契約または発電量調整供給契約の消滅または変更の日以降に１年以上にならないことが明らかになった場合には，明らかになった日に(1)に準じて精算を行ないます。 (3) 非常変災等やむをえない理由による場合は，(1)にかかわらず精算いたしません。
56　解約等 (1) 当社は，次の場合には，接続供給契約，振替供給契約，発電量調整供給契約，系統連系受電契約または需要抑制量調整供給契約を解約することがあります。 なお，系統連系受電契約を解約した場合には，当該発電場所に係る発電量調整供給契約は変更され，または消滅するものといたします。 この場合には，その旨を文書により契約者，発電契約者，発電者または需要抑制契約者にお知らせいたします。 また，契約者，発電契約者，発電者または需要抑制契約者がロに該当する場合は，その旨を文書等により発電者，需要者または需要者と電力需給に関する契約等を締結している契約者にお知らせすることがあります。 イ　46（託送供給等の停止）によって託送供給または発電量調整供給を停止された契約者，発電契約者，発電者または需要者が当社の定めた期日までにその理由となった事実を解消されない場合	**56　解約等** (1) 当社は，次の場合には，接続供給契約，振替供給契約，発電量調整供給契約，系統連系受電契約または需要抑制量調整供給契約を解約することがあります。 なお，系統連系受電契約を解約した場合には，当該発電場所に係る発電量調整供給契約は変更され，または消滅するものといたします。 この場合には，その旨を文書により契約者，発電契約者，発電者または需要抑制契約者にお知らせいたします。 また，契約者，発電契約者，発電者または需要抑制契約者がロに該当する場合は，その旨を文書等により発電者，需要者または需要者と電力需給に関する契約等を締結している契約者にお知らせすることがあります。 イ　46（託送供給等の停止）によって託送供給または発電量調整供給を停止された契約者，発電契約者，発電者または需要者が当社の定めた期日までにその理由となった事実を解消されない場合

託送供給等約款(2024.10.1 実施)	託送供給等約款(2025.4.1 実施)
ロ　契約者，発電契約者，発電者または需要抑制契約者が次のいずれかに該当する場合	ロ　契約者，発電契約者，発電者または需要抑制契約者が次のいずれかに該当する場合
(ｲ) 料金が支払期日を経過してなお支払われない場合	(ｲ) 料金が支払期日を経過してなお支払われない場合
(ﾛ)発電契約者と当社が，発電者の料金，延滞利息および契約超過金の支払いに関する期日をあらかじめ定めた場合で，あらかじめ定めた支払いに関する期日を経過してなお引き渡されないとき。	(ﾛ)発電契約者と当社が，発電者の料金，延滞利息および契約超過金の支払いに関する期日をあらかじめ定めた場合で，あらかじめ定めた支払いに関する期日を経過してなお引き渡されないとき。
(ﾊ) 他の接続供給契約（既に消滅しているものを含みます。），発電量調整供給契約（既に消滅しているものを含みます。），系統連系受電契約（既に消滅しているものを含みます。）または需要抑制量調整供給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を支払期日を経過してなお支払われない場合	(ﾊ) 他の接続供給契約（既に消滅しているものを含みます。），発電量調整供給契約（既に消滅しているものを含みます。），系統連系受電契約（既に消滅しているものを含みます。）または需要抑制量調整供給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を支払期日を経過してなお支払われない場合
(ﾆ)料金以外の債務を支払われない場合	(ﾆ)料金以外の債務を支払われない場合
(ﾎ)当社と締結する他の契約（既に消滅しているものを含みます。）にもとづく料金等の金銭債務を支払われない場合	(ﾎ)当社と締結する他の契約（既に消滅しているものを含みます。）にもとづく料金等の金銭債務を支払われない場合
ハ　契約者，発電契約者，発電者または需要抑制契約者が次のいずれかに該当し，当社が契約者，発電契約者，発電者または需要抑制契約者にその改善を求めた場合で，41（適正契約の保持等）に定める適正契約への変更および適正な使用状態，発電・放電状態または需要抑制状態への修正に応じていただけないとき。	ハ　契約者，発電契約者，発電者または需要抑制契約者が次のいずれかに該当し，当社が契約者，発電契約者，発電者または需要抑制契約者にその改善を求めた場合で，41（適正契約の保持等）に定める適正契約への変更および適正な使用状態，発電・放電状態または需要抑制状態への修正に応じていただけないとき。
(ｲ) ８（契約の要件）を欠くに至った場合	(ｲ) ８（契約の要件）を欠くに至った場合
(ﾛ) 接続供給の場合で，頻繁に接続対象電力量と接続対象計画電力量との間に著しい差が生じるとき。	(ﾛ) 接続供給の場合で，頻繁に接続対象電力量と接続対象計画電力量との間に著しい差が生じるとき。
(ﾊ) 発電量調整供給の場合で，頻繁に発電量調整受電電力量と発電量調整受電計画電力量との間に著しい差が生じるとき。	(ﾊ) 発電量調整供給の場合で，頻繁に発電量調整受電電力量と発電量調整受電計画電力量との間に著しい差が生じるとき。
(ﾆ)需要抑制量調整供給の場合で，頻繁に需要抑制量調整受電電力量と需要抑制量調整受電計画電力量との間に著しい差が生じるとき。	(ﾆ)需要抑制量調整供給の場合で，頻繁に需要抑制量調整受電電力量と需要抑制量調整受電計画電力量との間に著しい差が生じるとき。
(ﾎ) 需要抑制量調整供給の場合で，頻繁にベースラインが著しく不適当と認められるとき。	(ﾎ) 需要抑制量調整供給の場合で，頻繁にベースラインが著しく不適当と認められるとき。
(ﾍ) 発電量調整受電電力が契約受電電力または同時最大受電電力をこえる場合	(ﾍ) 発電量調整受電電力が契約受電電力または同時最大受電電力をこえる場合
(ﾄ) その他この約款に反した場合	(ﾄ) その他この約款に反した場合
(2)分割接続供給の場合で，一方の契約者に係る接続供給契約が(1)によって解約されたときは，当社は，原則として，他の一方の契約者へ当該供給地点におけるすべての電気について接続供給を行なうことといたします。この場合，当該供給地点においてすべての電気について接続供給を受ける契約者は，52	(2)分割接続供給の場合で，一方の契約者に係る接続供給契約が(1)によって解約されたときは，当社は，原則として，他の一方の契約者へ当該供給地点におけるすべての電気について接続供給を行なうことといたします。この場合，当該供給地点においてすべての電気について接続供給を受ける契約者は，52

託送供給等約款(2024.10.1 実施)	託送供給等約款(2025.4.1 実施)
（契約の変更）(1)に準じて接続供給契約を変更していただきます。 (3) 需要者がその需要場所から移転され，電気を使用されていないことが明らかな場合には，契約者または需要抑制契約者からの申出がない場合であっても，当社は，当該需要場所に係る接続供給および需要抑制量調整供給を終了させるための処置を行なうことがあります。 この場合，当社が当該需要場所に係る接続供給および需要抑制量調整供給を終了させるための処置を行なった日に接続供給契約および需要抑制量調整供給契約は変更され，または廃止するものといたします。 (4) 発電者がその発電場所において，その発電場所に係る設備の保全の意思がないことまたは今後も発電もしくは放電しないことが明らかな場合には，発電契約者または発電者からの申出がない場合であっても，当社は，当該発電場所に係る発電量調整供給を終了させるための処置を行なうことがあります。 この場合，当社が当該発電場所に係る発電量調整供給を終了させるための処置を行なった日に発電量調整供給契約および系統連系受電契約は変更され，または消滅するものといたします。 (5) 発電場所が複数の発電バランシンググループに属しており，かつ，発電者の料金その他を支払期日を経過してなお支払われない場合で，系統連系受電契約を解約したときは，当該発電契約者からの申出がない場合であっても，発電量調整供給契約を変更していただくものとし，当社は，その旨を発電契約者に通知いたします。 なお，発電契約者と同一の者である発電者の場合は，当該発電契約者との発電量調整供給契約は変更され，または消滅するものといたします。 (6) 発電量調整供給契約または系統連系受電契約の場合で，発電量調整供給契約または系統連系受電契約を締結している発電場所と同一の場所である需要場所において締結している接続供給契約（発電設備等に係る供給地点の接続供給契約に限ります。）が(1)によって解約されたときは，発電契約者または発電者からの申出がない場合であっても，当社は，当該発電場所に係る発電量調整供給を終了させるための処置を行ないます。 この場合，当社が当該発電場所に係る発電量調整供給を終了させるための処置を行なった日に発電量調整供給契約および系統連系受電契約は変更され，または消滅するものといたします。	（契約の変更）(1)に準じて接続供給契約を変更していただきます。 (3) 需要者がその需要場所から移転され，電気を使用されていないことが明らかな場合には，契約者または需要抑制契約者からの申出がない場合であっても，当社は，当該需要場所に係る接続供給および需要抑制量調整供給を終了させるための処置を行なうことがあります。 この場合，当社が当該需要場所に係る接続供給および需要抑制量調整供給を終了させるための処置を行なった日に接続供給契約および需要抑制量調整供給契約は変更され，または廃止するものといたします。 (4) 発電者がその発電場所において，その発電場所に係る設備の保全の意思がないことまたは今後も発電もしくは放電しないことが明らかな場合には，発電契約者または発電者からの申出がない場合であっても，当社は，当該発電場所に係る発電量調整供給を終了させるための処置を行なうことがあります。 この場合，当社が当該発電場所に係る発電量調整供給を終了させるための処置を行なった日に発電量調整供給契約および系統連系受電契約は変更され，または消滅するものといたします。 (5) 発電場所が複数の発電バランシンググループに属しており，かつ，発電者の料金その他を支払期日を経過してなお支払われない場合で，系統連系受電契約を解約したときは，当該発電契約者からの申出がない場合であっても，発電量調整供給契約を変更していただくものとし，当社は，その旨を発電契約者に通知いたします。 なお，発電契約者と同一の者である発電者の場合は，当該発電契約者との発電量調整供給契約は変更され，または消滅するものといたします。 (6) 発電量調整供給契約または系統連系受電契約の場合で，発電量調整供給契約または系統連系受電契約を締結している発電場所と同一の場所である需要場所において締結している接続供給契約（発電設備等に係る供給地点の接続供給契約に限ります。また，分割接続供給の場合は，当該供給地点に係るすべての接続供給契約といたします。）が(1)によって解約されたときは，発電契約者または発電者からの申出がない場合であっても，当社は，当該発電場所に係る発電量調整供給を終了させるための処置を行ないます。 この場合，当社が当該発電場所に係る発電量調整供給を終了させるための処置を行なった日に発電量調整供給契約および系統連系受電契約は変更され，または消滅するものといたします。

託送供給等約款(2024.10.1 実施)	託送供給等約款(2025.4.1 実施)
Ⅷ　工事費の負担	**Ⅷ　工事費の負担**
68　受電地点への供給設備の工事費負担金 (1) 受電側接続設備の工事費負担金 イ　発電契約者が新たに発電量調整供給を開始し，または契約受電電力を増加される場合で，これにともない新たに受電側接続設備（専用供給設備および予備供給設備を除きます。）を施設するときには，当社は，別表 14（標準設計基準）に定める設計（以下「標準設計」といいます。）で施設する場合の工事費（以下「標準設計工事費」といいます。）を工事費負担金として発電契約者から申し受けます。 ロ　Ⅷ（工事費の負担）の各項において，受電側接続設備とは，当社が高圧または特別高圧で受電する場合において，受電地点からの受電の用に供することを主たる目的とする供給設備であって，変電所（専ら当該受電地点への事故波及の防止等を目的として施設される変電所を除きます。）の引出口に施設される断路器の受電地点側接続点（基幹送電設備から受電側接続設備を分岐する場合は，基幹送電設備の接続点といたします。）から他の変電所（専ら当該受電地点への事故波及の防止等を目的として施設される変電所を除きます。）を経ないで受電地点に至る電線および引込線等をいいます。また，Ⅷ（工事費の負担）の各項において，受電地点とは会社間連系点以外の受電地点をいい，開閉所および蓄電所は，変電所とみなします。 (2) 受電地点への特別供給設備の工事費負担金 イ　発電契約者が新たに発電量調整供給を開始し，または契約受電電力を増加される場合で，これにともない当社が新たに受電地点への特別の供給設備を施設するときには，当社は，次の金額を工事費負担金として発電契約者から申し受けます。 (ｲ) 発電契約者の希望によって標準設計をこえる設計で当社が受電地点への供給設備を施設する場合は，標準設計工事費をこえる金額 なお，この場合も，(1)の工事費負担金を申し受けます。 (ﾛ) 67（専用供給設備）によって専用供給設備を施設する場合は，その工事費の全額 なお，この場合には，工事費負担金の対象となる供給設備は，67（専用供給設備）(2)によるものといたします。 (ﾊ) 受電地点からの受電の用に供することを主たる目的とする供給設備であって，受電側接続設備以外の供給設備（高圧および特別高圧の供給設	**68　受電地点への供給設備の工事費負担金** (1) 受電側接続設備の工事費負担金 イ　発電契約者が新たに発電量調整供給を開始し，または契約受電電力を増加される場合で，これにともない新たに受電側接続設備（専用供給設備および予備供給設備を除きます。）を施設するときには，当社は，別表 14（標準設計基準）に定める設計（以下「標準設計」といいます。）で施設する場合の工事費（以下「標準設計工事費」といいます。）を工事費負担金として発電契約者から申し受けます。 ロ　Ⅷ（工事費の負担）の各項において，受電側接続設備とは，当社が高圧または特別高圧で受電する場合において，受電地点からの受電の用に供することを主たる目的とする供給設備であって，変電所（専ら当該受電地点への事故波及の防止等を目的として施設される変電所を除きます。）の引出口に施設される断路器の受電地点側接続点（基幹送電設備から受電側接続設備を分岐する場合は，基幹送電設備の接続点といたします。）から他の変電所（専ら当該受電地点への事故波及の防止等を目的として施設される変電所を除きます。）を経ないで受電地点に至る電線および引込線等をいいます。また，Ⅷ（工事費の負担）の各項において，受電地点とは会社間連系点以外の受電地点をいい，開閉所および蓄電所は，変電所とみなします。 (2) 受電地点への特別供給設備の工事費負担金 イ　発電契約者が新たに発電量調整供給を開始し，または契約受電電力を増加される場合で，これにともない当社が新たに受電地点への特別の供給設備を施設するときには，当社は，次の金額を工事費負担金として発電契約者から申し受けます。 (ｲ) 発電契約者の希望によって標準設計をこえる設計で当社が受電地点への供給設備を施設する場合は，標準設計工事費をこえる金額 なお，この場合も，(1)の工事費負担金を申し受けます。 (ﾛ) 67（専用供給設備）によって専用供給設備を施設する場合は，その工事費の全額 なお，この場合には，工事費負担金の対象となる供給設備は，67（専用供給設備）(2)によるものといたします。 (ﾊ) 受電地点からの受電の用に供することを主たる目的とする供給設備であって，受電側接続設備以外の供給設備（高圧および特別高圧の供給設

託送供給等約款(2024.10.1 実施)	託送供給等約款(2025.4.1 実施)
備に限ります。また，専用供給設備を除きます。）を施設する場合は，aおよびｂの金額 a　当該供給設備の工事費のうち,「発電等設備の設置に伴う電力系統の増強および事業者の費用負担等の在り方に関する指針」にもとづき算定した金額 ただし，託送供給等約款（平成27年12月18日付け20150729資第13号認可）67（受電地点への供給設備の工事費負担金）(2)イ(ﾊ) a ただし書の適用を受ける場合は,ただし書により算定した金額といたします。 b　発電設備等からの出力により，当社配電用変電所バンクにおいて逆潮流が生じるおそれのある場合で，これに係る措置として当社が新たに供給設備を施設するときには，aにかかわらず，次の金額	備に限ります。また，専用供給設備を除きます。）を施設する場合は，aおよびｂの金額 a　当該供給設備の工事費のうち,「発電等設備の設置に伴う電力系統の増強および事業者の費用負担等の在り方に関する指針」にもとづき算定した金額 ただし，託送供給等約款（平成27年12月18日付け20150729資第13号認可）67（受電地点への供給設備の工事費負担金）(2)イ(ﾊ) a ただし書の適用を受ける場合は,ただし書により算定した金額といたします。 b　発電設備等からの出力により，当社配電用変電所バンクにおいて逆潮流が生じるおそれのある場合で，これに係る措置として当社が新たに供給設備を施設するときには，aにかかわらず，次の金額
新増加契約受電電力1ｷﾛﾜｯﾄにつき　２，８６０円００銭	新増加契約受電電力1ｷﾛﾜｯﾄにつき　２，８６０円００銭
ロ　受電地点において21（予備送電サービス）を利用される場合で，これにともない当社が新たに予備供給設備を施設するときには，当社は，その工事費の全額を工事費負担金として発電契約者から申し受けます。 なお，この場合には，工事費負担金の対象となる供給設備は，受電側接続設備に該当する供給設備といたします。ただし，予備供給設備を専用供給設備として施設する場合は，67（専用供給設備）(2)によるものといたします。	ロ　受電地点において21（予備送電サービス）を利用される場合で，これにともない当社が新たに予備供給設備を施設するときには，当社は，その工事費の全額を工事費負担金として発電契約者から申し受けます。 なお，この場合には，工事費負担金の対象となる供給設備は，受電側接続設備に該当する供給設備といたします。ただし，予備供給設備を専用供給設備として施設する場合は，67（専用供給設備）(2)によるものといたします。
(3) 受電地点への供給設備を変更する場合の工事費負担金 イ　発電契約者が契約受電電力または予備送電サービス契約電力の増加にともなわないで，発電契約者の希望によって当該受電地点への供給設備を変更する場合は，63（引込線の接続），64（計量器等の取付け）または66（通信設備等の施設）によって実費を申し受ける場合を除き，当社は，その工事費の全額を工事費負担金として発電契約者から申し受けます。	(3) 受電地点への供給設備を変更する場合の工事費負担金 イ　発電契約者が契約受電電力または予備送電サービス契約電力の増加にともなわないで，発電契約者の希望によって当該受電地点への供給設備を変更する場合は，63（引込線の接続），64（計量器等の取付け）または66（通信設備等の施設）によって実費を申し受ける場合を除き，当社は，その工事費の全額を工事費負担金として発電契約者から申し受けます。 ロ　混雑緩和プロセスにより供給設備を変更する場合は，イにかかわらず，その工事費のうち，発電等設備の設置に伴う電力系統の増強及び事業者の費用負担等の在り方に関する指針にもとづき算定した金額を工事費負担金として発電契約者から申し受けます。
~~ロ~~　45（託送供給等にともなう協力）によって受電地点への供給設備を新たに施設または変更する場合には，当社は，その工事費の全額を工事費負担金として発電契約者から申し受けます。	ハ　45（託送供給等にともなう協力）によって受電地点への供給設備を新たに施設または変更する場合には，当社は，その工事費の全額を工事費負担金として発電契約者から申し受けます。
(4)発電契約者が新たに発電量調整供給を開始し，または契約受電電力を増加さ	(4)発電契約者が新たに発電量調整供給を開始し，または契約受電電力を増加さ

託送供給等約款(2024.10.1 実施)	託送供給等約款(2025.4.1 実施)
れる場合もしくは受電地点への供給設備を変更する場合で，低圧で受電するとき（受電の用に供することを主たる目的とするときに限ります。）は，(2)イ(ｲ)，(ﾛ)および(3)にかかわらず，その受電の用に供することによって必要となる工事費（(2)イ(ﾊ)により申し受ける金額を除きます。）を工事費負担金として発電契約者から申し受けます。	れる場合もしくは受電地点への供給設備を変更する場合で，低圧で受電するとき（受電の用に供することを主たる目的とするときに限ります。）は，(2)イ(ｲ)，(ﾛ)および(3)にかかわらず，その受電の用に供することによって必要となる工事費（(2)イ(ﾊ)により申し受ける金額を除きます。）を工事費負担金として発電契約者から申し受けます。
(5) 工事費の算定	(5) 工事費の算定
(1)，(2)，(3)および(4)の場合の工事費は，次により算定いたします。	(1)，(2)，(3)および(4)の場合の工事費は，次により算定いたします。
イ　工事費は，発電契約者が標準設計をこえる設計によることを希望される場合を除き，次により算定した標準設計工事費といたします。 また，標準設計工事費は，工事費負担金の対象となる供給設備の工事に要する材料費，工費および諸掛りの合計額といたします。 なお，撤去工事がある場合は，その合計額から撤去後の資材の残存価額を差し引いた金額に，撤去する場合の諸工費（諸掛りを含みます。）を加えた金額といたします。	イ　工事費は，発電契約者が標準設計をこえる設計によることを希望される場合を除き，次により算定した標準設計工事費といたします。 また，標準設計工事費は，工事費負担金の対象となる供給設備の工事に要する材料費，工費および諸掛りの合計額といたします。 なお，撤去工事がある場合は，その合計額から撤去後の資材の残存価額を差し引いた金額に，撤去する場合の諸工費（諸掛りを含みます。）を加えた金額といたします。
(ｲ) 材料費は，払出時の単価（電気事業会計規則に定められた方法によって算出した貯蔵品の払出単価等をいいます。）によって算定いたします。	(ｲ) 材料費は，払出時の単価（電気事業会計規則に定められた方法によって算出した貯蔵品の払出単価等をいいます。）によって算定いたします。
(ﾛ) 諸掛りには，測量監督費，諸経費，補償費，建設分担関連費およびその他の費用を含みます。	(ﾛ) 諸掛りには，測量監督費，諸経費，補償費，建設分担関連費およびその他の費用を含みます。
(ﾊ) 土地費（電気事業会計規則に定められた固定資産土地として計上される金額）は，工事費に計上いたしません。ただし，架空電線路の経過地に地役権を設定する場合には，その対価の５０パーセントに相当する金額は工事費に計上いたしますが，登録免許税，印紙税，登記手数料等地役権の登記に要する費用は工事費に計上いたしません。	(ﾊ) 土地費（電気事業会計規則に定められた固定資産土地として計上される金額）は，工事費に計上いたしません。ただし，架空電線路の経過地に地役権を設定する場合には，その対価の５０パーセントに相当する金額は工事費に計上いたしますが，登録免許税，印紙税，登記手数料等地役権の登記に要する費用は工事費に計上いたしません。
(ﾆ) 架空受電側接続設備の経過地に建造物の構築，竹木の植栽等電線路に支障を及ぼす行為を行なわないことを条件とする補償契約を締結する場合は，その線下補償費の５０パーセントに相当する金額を工事費に計上いたします。	(ﾆ) 架空受電側接続設備の経過地に建造物の構築，竹木の植栽等電線路に支障を及ぼす行為を行なわないことを条件とする補償契約を締結する場合は，その線下補償費の５０パーセントに相当する金額を工事費に計上いたします。
(ﾎ) 補償費中残地補償費は，それが明確に区分されている場合に限り工事費に計上いたします。	(ﾎ) 補償費中残地補償費は，それが明確に区分されている場合に限り工事費に計上いたします。
(ﾍ) 建設分担関連費は，電気事業会計規則等に定められた電気事業固定資産に振り替えられる範囲に限り工事費に計上いたします。	(ﾍ) 建設分担関連費は，電気事業会計規則等に定められた電気事業固定資産に振り替えられる範囲に限り工事費に計上いたします。
ロ　発電契約者が標準設計をこえる設計によることを希望される場合の工事費は，イに準じて算定いたします。	ロ　発電契約者が標準設計をこえる設計によることを希望される場合の工事費は，イに準じて算定いたします。
ハ　当社が将来の需要を考慮してあらかじめ施設した鉄塔，管路等を利用して受電する場合は，新たに施設される電線路に必要とされる回線数，管路	ハ　当社が将来の需要を考慮してあらかじめ施設した鉄塔，管路等を利用して受電する場合は，新たに施設される電線路に必要とされる回線数，管路

託送供給等約款(2024.10.1 実施)	託送供給等約款(2025.4.1 実施)
孔数等に応じて次により算定した金額を電線路の工事費に算入いたします。 (ｲ) 鉄塔を利用して電気を受電する場合 $\text{工事費} \times \frac{\text{使用回線数}}{\text{施設回線数}}$ (ﾛ) 管路等を利用して電気を受電する場合 $\text{工事費} \times \frac{\text{使用孔数}}{\text{施設孔数} - \text{予備孔数}}$	孔数等に応じて次により算定した金額を電線路の工事費に算入いたします。 (ｲ) 鉄塔を利用して電気を受電する場合 $\text{工事費} \times \frac{\text{使用回線数}}{\text{施設回線数}}$ (ﾛ) 管路等を利用して電気を受電する場合 $\text{工事費} \times \frac{\text{使用孔数}}{\text{施設孔数} - \text{予備孔数}}$
ニ　当社が特別高圧で受電する電気について，使用開始後３年以内の供給設備を利用する場合は，新たに利用される部分を新たに施設される受電側接続設備（特別高圧のノンファーム電源の受電地点に係る発電場所から電気を受電する場合は，変電所相互間を連絡する電線路を除きます。）とみなします。	ニ　当社が特別高圧で受電する電気について，使用開始後３年以内の供給設備を利用する場合は，新たに利用される部分を新たに施設される受電側接続設備（特別高圧のノンファーム電源の受電地点に係る発電場所から電気を受電する場合は，変電所相互間を連絡する電線路を除きます。）とみなします。
ホ　(2)イ(ﾊ)の場合，使用開始後３年以内の供給設備を利用するときは，新たに利用される部分を新たに施設される受電側接続設備以外の供給設備（高圧および特別高圧の供給設備に限ります。また，専用供給設備を除きます。なお，ノンファーム電源の受電地点に係る発電場所から電気を受電する場合は，高圧の供給設備および当社が適当であると認めた供給設備に限ります。）とみなします。	ホ　(2)イ(ﾊ)の場合，使用開始後３年以内の供給設備を利用するときは，新たに利用される部分を新たに施設される受電側接続設備以外の供給設備（高圧および特別高圧の供給設備に限ります。また，専用供給設備を除きます。なお，ノンファーム電源の受電地点に係る発電場所から電気を受電する場合は，高圧の供給設備および当社が適当であると認めた供給設備に限ります。）とみなします。
ヘ　低圧または高圧で受電する場合で，工事費を当社が定める単位当たりの金額にもとづいて算定することが適当と認められるときは，イまたはロにかかわらず，工事費を当該金額にもとづいて算定いたします。	ヘ　低圧または高圧で受電する場合で，工事費を当社が定める単位当たりの金額にもとづいて算定することが適当と認められるときは，イまたはロにかかわらず，工事費を当該金額にもとづいて算定いたします。
(6) 受電地点への供給設備の工事費負担金は，受電地点ごとに，発電量調整供給契約ごとに算定いたします。 ただし，２以上の発電契約者が受電地点への供給設備の全部または一部を共用する場合の工事費負担金の算定は，次によります。	(6) 受電地点への供給設備の工事費負担金は，受電地点ごとに，発電量調整供給契約ごとに算定いたします。 ただし，２以上の発電契約者が受電地点への供給設備の全部または一部を共用する場合の工事費負担金の算定は，次によります。
イ　２以上の発電契約者から共同して申込みがあった場合，または２以上の発電契約者のうち１の発電契約者が代表して工事費負担金を支払われる旨を申し出られた場合の工事費負担金は，その代表の発電契約者による１申込みとみなして算定いたします。	イ　２以上の発電契約者から共同して申込みがあった場合，または２以上の発電契約者のうち１の発電契約者が代表して工事費負担金を支払われる旨を申し出られた場合の工事費負担金は，その代表の発電契約者による１申込みとみなして算定いたします。
ロ　２以上の発電契約者から同時に申込みがあった場合の工事費負担金は，発電契約者ごとに算定いたします。この場合，発電契約者ごとの共用部分	ロ　２以上の発電契約者から同時に申込みがあった場合の工事費負担金は，発電契約者ごとに算定いたします。この場合，発電契約者ごとの共用部分

託送供給等約款(2024.10.1 実施)	託送供給等約款(2025.4.1 実施)
の工事費は，原則として契約受電電力の比であん分した金額といたします。 (7) 特例区域等の発電契約者が新たに発電量調整供給を開始し，または契約受電電力を増加される場合で，これにともない当社が新たに受電地点への供給設備を施設するときには，当社は，(1)，(2)または(4)にかかわらず，その工事費の全額を工事費負担金として発電契約者から申し受けます。 なお，この場合の工事費負担金は，(2)の場合に準じて算定いたします。	の工事費は，原則として契約受電電力の比であん分した金額といたします。 (7) 特例区域等の発電契約者が新たに発電量調整供給を開始し，または契約受電電力を増加される場合で，これにともない当社が新たに受電地点への供給設備を施設するときには，当社は，(1)，(2)または(4)にかかわらず，その工事費の全額を工事費負担金として発電契約者から申し受けます。 なお，この場合の工事費負担金は，(2)の場合に準じて算定いたします。
71　供給地点への供給設備の工事費負担金 (1) 供給側接続設備の工事費負担金 イ　低圧または高圧で供給する場合 (ｲ) 契約者が新たに接続供給を開始し，または接続送電サービス契約電力等を増加される場合（新たに接続供給を開始される場合で，当該接続供給を開始される前から引き続き当社の供給設備を利用され，かつ，下位の供給電圧に変更されるときを除きます。）で，これにともない新たに施設される供給側接続設備（専用供給設備および予備供給設備を除きます。）の工事こう長が架空の場合は１，０００メートル，地中の場合は１５０メートルをこえるときには，当社は，その超過こう長に次の金額を乗じてえた金額を工事費負担金として契約者から申し受けます。この場合，工事費負担金は，供給地点ごとに算定いたします。	**71　供給地点への供給設備の工事費負担金** (1) 供給側接続設備の工事費負担金 イ　低圧または高圧で供給する場合 (ｲ) 契約者が新たに接続供給を開始し，または接続送電サービス契約電力等を増加される場合（新たに接続供給を開始される場合で，当該接続供給を開始される前から引き続き当社の供給設備を利用され，かつ，下位の供給電圧に変更されるときを除きます。）で，これにともない新たに施設される供給側接続設備（専用供給設備および予備供給設備を除きます。）の工事こう長が架空の場合は１，０００メートル，地中の場合は１５０メートルをこえるときには，当社は，その超過こう長に次の金額を乗じてえた金額を工事費負担金として契約者から申し受けます。この場合，工事費負担金は，供給地点ごとに算定いたします。

区分	単位	金額
架空供給側接続設備の場合	超過こう長１ﾒｰﾄﾙにつき	３，４１０円００銭
地中供給側接続設備の場合	超過こう長１ﾒｰﾄﾙにつき	２６，９５０円００銭

託送供給等約款(2024.10.1 実施)	託送供給等約款(2025.4.1 実施)
なお，張替えまたは添架を行なう場合は，架空供給側接続設備についてはその工事こう長の６０パーセント，地中供給側接続設備についてはその工事こう長の２０パーセントに相当する値を新たに施設される供給側接続設備の工事こう長とみなします。 (ﾛ) ２以上の供給地点に係る供給側接続設備の全部または一部を共用する場合の工事費負担金の算定は，次によります。 ａ　２以上の契約者から共同して申込みがあった場合，または契約者から２以上の供給地点について申込みがあり，かつ，一括して算定することを希望される場合の工事費負担金の無償こう長は，(1)イ(ｲ)の無償こう長に供給地点の数を乗じてえた値といたします。	なお，張替えまたは添架を行なう場合は，架空供給側接続設備についてはその工事こう長の６０パーセント，地中供給側接続設備についてはその工事こう長の２０パーセントに相当する値を新たに施設される供給側接続設備の工事こう長とみなします。 (ﾛ) ２以上の供給地点に係る供給側接続設備の全部または一部を共用する場合の工事費負担金の算定は，次によります。 ａ　２以上の契約者から共同して申込みがあった場合，または契約者から２以上の供給地点について申込みがあり，かつ，一括して算定することを希望される場合の工事費負担金の無償こう長は，(1)イ(ｲ)の無償こう長に供給地点の数を乗じてえた値といたします。

託送供給等約款(2024.10.1 実施)	託送供給等約款(2025.4.1 実施)
b　２以上の契約者から同時に申込みがあった場合，または契約者から２以上の供給地点について申込みがあり，かつ，一括して算定することを希望されない場合の工事費負担金は，供給地点ごとに算定いたします。この場合，それぞれの供給地点における供給側接続設備の工事こう長については，共用される部分の工事こう長を共用する供給地点の数で除してえた値にその供給地点に係って単独で使用される部分の工事こう長を加えた値を，新たに施設される供給側接続設備の工事こう長といたします。	b　２以上の契約者から同時に申込みがあった場合，または契約者から２以上の供給地点について申込みがあり，かつ，一括して算定することを希望されない場合の工事費負担金は，供給地点ごとに算定いたします。この場合，それぞれの供給地点における供給側接続設備の工事こう長については，共用される部分の工事こう長を共用する供給地点の数で除してえた値にその供給地点に係って単独で使用される部分の工事こう長を加えた値を，新たに施設される供給側接続設備の工事こう長といたします。
(ハ) 架空供給側接続設備と地中供給側接続設備とをあわせて施設する場合の(イ)の超過こう長は，次により算定いたします。	(ハ) 架空供給側接続設備と地中供給側接続設備とをあわせて施設する場合の(イ)の超過こう長は，次により算定いたします。
a　地中供給側接続設備の超過こう長は，地中供給側接続設備の工事こう長から地中供給側接続設備の無償こう長を差し引いた値といたします。	a　地中供給側接続設備の超過こう長は，地中供給側接続設備の工事こう長から地中供給側接続設備の無償こう長を差し引いた値といたします。
b　架空供給側接続設備の超過こう長は，架空供給側接続設備の工事こう長といたします。ただし，地中供給側接続設備の工事こう長が地中供給側接続設備の無償こう長を下回る場合は，次によります。 架空供給側接続設備の超過こう長 ＝ 架空供給側接続設備の工事こう長 － （地中供給側接続設備の無償こう長 － 地中供給側接続設備の工事こう長） × 架空供給側接続設備の無償こう長 ／ 地中供給側接続設備の無償こう長	b　架空供給側接続設備の超過こう長は，架空供給側接続設備の工事こう長といたします。ただし，地中供給側接続設備の工事こう長が地中供給側接続設備の無償こう長を下回る場合は，次によります。 架空供給側接続設備の超過こう長 ＝ 架空供給側接続設備の工事こう長 － （地中供給側接続設備の無償こう長 － 地中供給側接続設備の工事こう長） × 架空供給側接続設備の無償こう長 ／ 地中供給側接続設備の無償こう長
ロ　特別高圧で供給する場合	ロ　特別高圧で供給する場合
(イ) 契約者が新たに接続供給を開始し，または接続送電サービス契約電力を増加される場合（新たに接続供給を開始される場合で，当該接続供給を開始される前から引き続き当社の供給設備を利用され，かつ，下位の供給電圧に変更されるときを除きます。）で，これにともない新たに施設される供給側接続設備（専用供給設備および予備供給設備を除きます。）についてａにより算定される工事費がｂの当社負担額をこえるときには，当社は，その超過額を工事費負担金として契約者から申し受けます。こ	(イ) 契約者が新たに接続供給を開始し，または接続送電サービス契約電力を増加される場合（新たに接続供給を開始される場合で，当該接続供給を開始される前から引き続き当社の供給設備を利用され，かつ，下位の供給電圧に変更されるときを除きます。）で，これにともない新たに施設される供給側接続設備（専用供給設備および予備供給設備を除きます。）についてａにより算定される工事費がｂの当社負担額をこえるときには，当社は，その超過額を工事費負担金として契約者から申し受けます。こ

託送供給等約款(2024.10.1 実施)	託送供給等約款(2025.4.1 実施)
の場合，工事費負担金は，供給地点ごとに算定いたします。 a　工事費 (a) 架空供給側接続設備の場合 （工事こう長 100 メートル当たり）	の場合，工事費負担金は，供給地点ごとに算定いたします。 a　工事費 (a) 架空供給側接続設備の場合 （工事こう長 100 メートル当たり）

新増加接続送電ｻｰﾋﾞｽ契約電力1ｷﾛﾜｯﾄにつき	標準電圧20,000ﾎﾞﾙﾄまたは30,000ﾎﾞﾙﾄで供給する場合	５６１円００銭
	標準電圧60,000ﾎﾞﾙﾄまたは70,000ﾎﾞﾙﾄで供給する場合	１７６円００銭
	標準電圧 140,000 ﾎﾞﾙﾄで供給する場合	８８円００銭

なお，標準電圧２０，０００ボルトで当社が供給する場合で，支持物に電柱を使用するときには，その部分の単価は，上表の該当欄の単価の１５パーセントといたします。

(b) 地中供給側接続設備の場合

（工事こう長 100 メートル当たり）

新増加接続送電ｻｰﾋﾞｽ契約電力1ｷﾛﾜｯﾄにつき	標準電圧20,000ﾎﾞﾙﾄまたは30,000ﾎﾞﾙﾄで供給する場合	６３８円００銭
	標準電圧60,000ﾎﾞﾙﾄまたは70,000ﾎﾞﾙﾄで供給する場合	５６１円００銭
	標準電圧 140,000 ﾎﾞﾙﾄで供給する場合	２２０円００銭

なお，張替えを行なう場合には，その部分の単価は，上表の該当欄の単価の２０パーセントといたします。

新増加接続送電ｻｰﾋﾞｽ契約電力1ｷﾛﾜｯﾄにつき	標準電圧20,000ﾎﾞﾙﾄまたは30,000ﾎﾞﾙﾄで供給する場合	５６１円００銭
	標準電圧60,000ﾎﾞﾙﾄまたは70,000ﾎﾞﾙﾄで供給する場合	１７６円００銭
	標準電圧 140,000 ﾎﾞﾙﾄで供給する場合	８８円００銭

なお，標準電圧２０，０００ボルトで当社が供給する場合で，支持物に電柱を使用するときには，その部分の単価は，上表の該当欄の単価の１５パーセントといたします。

また，標準電圧２０，０００ボルト，３０，０００ボルト，６０，０００ボルト，７０，０００ボルトまたは１４０，０００ボルト以外の電圧で当社が供給する場合は，その工事費の全額といたします。

(b) 地中供給側接続設備の場合

（工事こう長 100 メートル当たり）

新増加接続送電ｻｰﾋﾞｽ契約電力1ｷﾛﾜｯﾄにつき	標準電圧20,000ﾎﾞﾙﾄまたは30,000ﾎﾞﾙﾄで供給する場合	６３８円００銭
	標準電圧60,000ﾎﾞﾙﾄまたは70,000ﾎﾞﾙﾄで供給する場合	５６１円００銭
	標準電圧 140,000 ﾎﾞﾙﾄで供給する場合	２２０円００銭

なお，張替えを行なう場合には，その部分の単価は，上表の該当欄の単価の２０パーセントといたします。

また，標準電圧２０，０００ボルト，３０，０００ボルト，６０，０００ボルト，７０，０００ボルトまたは１４０，０００ボルト以

託送供給等約款(2024.10.1 実施)	託送供給等約款(2025.4.1 実施)
b　当社負担額	b　当社負担額
新増加接続送電ｻｰﾋﾞｽ契約電力 1ｷﾛﾜｯﾄにつき　｜　５，５００円００銭	新増加接続送電ｻｰﾋﾞｽ契約電力 1ｷﾛﾜｯﾄにつき　｜　５，５００円００銭
(ﾛ) 契約者が新たに接続供給を開始され，または接続送電サービス契約電力を増加される場合で，使用開始後３年以内の供給設備を利用して当社が供給するときは，新たに利用される部分を新たに施設する供給側接続設備とみなします。	(ﾛ) 契約者が新たに接続供給を開始され，または接続送電サービス契約電力を増加される場合で，使用開始後３年以内の供給設備を利用して当社が供給するときは，新たに利用される部分を新たに施設する供給側接続設備とみなします。
ハ　19 (接続送電サービス) (2)ニにより接続送電サービス契約電力を定める供給地点の接続送電サービス契約電力は，この(1)の工事費負担金の算定上，需要者の発電設備の検査，補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気の供給分を含まないものといたします。	ハ　19 (接続送電サービス) (2)ニにより接続送電サービス契約電力を定める供給地点の接続送電サービス契約電力は，この(1)の工事費負担金の算定上，需要者の発電設備の検査，補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気の供給分を含まないものといたします。
ニ　次の言葉は，Ⅷ（工事費の負担）の各項においてそれぞれ次の意味で使用いたします。	ニ　次の言葉は，Ⅷ（工事費の負担）の各項においてそれぞれ次の意味で使用いたします。
(ｲ) 供給側接続設備 供給地点への供給の用に供することを主たる目的とする供給設備であって，発電所または変電所の引出口に施設される断路器の供給地点側接続点（送電線路から供給側接続設備を分岐する場合は，送電線路の接続点といたします。）から他の発電所または変電所を経ないで供給地点に至る電線および引込線等をいいます。	(ｲ) 供給側接続設備 供給地点への供給の用に供することを主たる目的とする供給設備であって，発電所または変電所の引出口に施設される断路器の供給地点側接続点（送電線路から供給側接続設備を分岐する場合は，送電線路の接続点といたします。）から他の発電所または変電所を経ないで供給地点に至る電線および引込線等をいいます。
(ﾛ) 供給地点 会社間連系点以外の供給地点をいいます。	(ﾛ) 供給地点 会社間連系点以外の供給地点をいいます。
(ﾊ) 工事こう長 標準設計にもとづき算定される供給地点から最も近い供給設備までの供給側接続設備のこう長をいい，実際に施設されるこう長とは異なることがあります。 なお，単位は，１メートルとし，その端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。	(ﾊ) 工事こう長 標準設計にもとづき算定される供給地点から最も近い供給設備までの供給側接続設備のこう長をいい，実際に施設されるこう長とは異なることがあります。 なお，単位は，１メートルとし，その端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。
ホ　低圧で供給する場合，Ⅷ（工事費の負担）の各項において，接続送電サービス契約電力等を増加される場合とは，次の値が増加する場合といたします。	ホ　低圧で供給する場合，Ⅷ（工事費の負担）の各項において，接続送電サービス契約電力等を増加される場合とは，次の値が増加する場合といたします。
(ｲ) 電灯定額接続送電サービスおよび電灯臨時定額接続送電サービスの場	(ｲ) 電灯定額接続送電サービスおよび電灯臨時定額接続送電サービスの場

託送供給等約款(2024.10.1 実施)	託送供給等約款(2025.4.1 実施)
合の契約負荷設備の総容量 (ﾛ) 契約電力 (ﾊ) 契約電流 (ﾆ) 契約容量 なお，19（接続送電サービス）(2)イ(ｲ)によって接続送電サービス契約電力を定める場合で，需要場所における主開閉器の定格電流等を増加されるときは，接続送電サービス契約電力等を増加されるものとみなします。 また，供給電気方式を交流単相２線式標準電圧１００ボルトまたは２００ボルトから交流単相３線式標準電圧１００ボルトおよび２００ボルトに変更される場合は，接続送電サービス契約電力等を増加されるものとみなします。 ヘ　高圧で供給する場合で，19（接続送電サービス）(2)イ(ｲ)によって接続送電サービス契約電力を定めるとき（19〔接続送電サービス〕(2)ニで需要者の発電設備の検査，補修または事故〔停電による停止等を含みます。〕により生じた不足電力の補給にあてるための電気の供給分以外の供給分について，19〔接続送電サービス〕(2)イ(ｲ)に準じて定める場合を含みます。）には，Ⅷ（工事費の負担）の各項において，接続送電サービス契約電力等を増加される場合とは，需要場所における受電設備の総容量を増加される場合といたします。 (2)供給地点への特別供給設備の工事費負担金 イ　契約者が新たに接続供給を開始し，または接続送電サービス契約電力等を増加される場合（新たに接続供給を開始される場合で，当該接続供給を開始される前から引き続き当社の供給設備を利用され，かつ，下位の供給電圧に変更されるときを除きます。）で，これにともない当社が新たに供給地点への特別の供給設備を施設するときには，当社は，次の金額を工事費負担金として契約者から申し受けます。 (ｲ) 契約者の希望によって標準設計をこえる設計で供給地点への供給設備を施設する場合は，標準設計工事費をこえる金額 なお，この場合も，(1)の工事費負担金を申し受けます。 ただし，供給地点が行政庁から認可，認定等を受けている市街地開発事業等（都市計画法第４条第７項に規定する市街地開発事業その他これらに類する事業をいいます。）に係る区域の場合で，地中供給側接続設備を施設するときは，その工事費の全額からケーブル，変圧器，開閉器等の工事費を差し引いた金額といたします。	合の契約負荷設備の総容量 (ﾛ) 契約電力 (ﾊ) 契約電流 (ﾆ) 契約容量 なお，19（接続送電サービス）(2)イ(ｲ)によって接続送電サービス契約電力を定める場合で，需要場所における主開閉器の定格電流等を増加されるときは，接続送電サービス契約電力等を増加されるものとみなします。 また，供給電気方式を交流単相２線式標準電圧１００ボルトまたは２００ボルトから交流単相３線式標準電圧１００ボルトおよび２００ボルトに変更される場合は，接続送電サービス契約電力等を増加されるものとみなします。 ヘ　高圧で供給する場合で，19（接続送電サービス）(2)イ(ｲ)によって接続送電サービス契約電力を定めるとき（19〔接続送電サービス〕(2)ニで需要者の発電設備の検査，補修または事故〔停電による停止等を含みます。〕により生じた不足電力の補給にあてるための電気の供給分以外の供給分について，19〔接続送電サービス〕(2)イ(ｲ)に準じて定める場合を含みます。）には，Ⅷ（工事費の負担）の各項において，接続送電サービス契約電力等を増加される場合とは，需要場所における受電設備の総容量を増加される場合といたします。 (2)供給地点への特別供給設備の工事費負担金 イ　契約者が新たに接続供給を開始し，または接続送電サービス契約電力等を増加される場合（新たに接続供給を開始される場合で，当該接続供給を開始される前から引き続き当社の供給設備を利用され，かつ，下位の供給電圧に変更されるときを除きます。）で，これにともない当社が新たに供給地点への特別の供給設備を施設するときには，当社は，次の金額を工事費負担金として契約者から申し受けます。 (ｲ) 契約者の希望によって標準設計をこえる設計で供給地点への供給設備を施設する場合は，標準設計工事費をこえる金額 なお，この場合も，(1)の工事費負担金を申し受けます。 ただし，供給地点が行政庁から認可，認定等を受けている市街地開発事業等（都市計画法第４条第７項に規定する市街地開発事業その他これらに類する事業をいいます。）に係る区域の場合で，地中供給側接続設備を施設するときは，その工事費の全額からケーブル，変圧器，開閉器等の工事費を差し引いた金額といたします。

託送供給等約款(2024.10.1 実施)	託送供給等約款(2025.4.1 実施)
(ﾛ)67（専用供給設備）によって専用供給設備を施設する場合は，その工事費の全額 なお，この場合には，工事費負担金の対象となる供給設備は，67（専用供給設備）(2)によるものといたします。	(ﾛ)67（専用供給設備）によって専用供給設備を施設する場合は，その工事費の全額 なお，この場合には，工事費負担金の対象となる供給設備は，67（専用供給設備）(2)によるものといたします。
ロ　19（接続送電サービス）(2)ニにより接続送電サービス契約電力を定める供給地点において需要者の発電設備の検査，補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気の供給のために接続送電サービスを利用される場合または供給地点において予備送電サービスを利用される場合で，これにともない当社が新たに予備供給設備を施設するときには，当社は，その工事費の全額を工事費負担金として契約者から申し受けます。 なお，この場合には，工事費負担金の対象となる供給設備は，供給側接続設備に該当する供給設備といたします。ただし，予備供給設備を専用供給設備として施設する場合は，67（専用供給設備）(2)によるものといたします。	ロ　19（接続送電サービス）(2)ニにより接続送電サービス契約電力を定める供給地点において需要者の発電設備の検査，補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気の供給のために接続送電サービスを利用される場合または供給地点において予備送電サービスを利用される場合で，これにともない当社が新たに予備供給設備を施設するときには，当社は，その工事費の全額を工事費負担金として契約者から申し受けます。 なお，この場合には，工事費負担金の対象となる供給設備は，供給側接続設備に該当する供給設備といたします。ただし，予備供給設備を専用供給設備として施設する場合は，67（専用供給設備）(2)によるものといたします。
(3) 供給地点への供給設備を変更する場合の工事費負担金	(3) 供給地点への供給設備を変更する場合の工事費負担金
イ　契約者が接続送電サービス契約電力等または予備送電サービス契約電力の増加にともなわないで，契約者の希望によって供給地点への当社の供給設備を変更する場合（新たに接続供給を開始される場合で，当該接続供給を開始される前から引き続き当社の供給設備を利用され，かつ，下位の供給電圧に変更されるときを含みます。）は，63（引込線の接続），64（計量器等の取付け），65（電流制限器等の取付け）または 66（通信設備等の施設）によって実費を申し受ける場合を除き，当社は，その工事費の全額を工事費負担金として契約者から申し受けます。	イ　契約者が接続送電サービス契約電力等または予備送電サービス契約電力の増加にともなわないで，契約者の希望によって供給地点への当社の供給設備を変更する場合（新たに接続供給を開始される場合で，当該接続供給を開始される前から引き続き当社の供給設備を利用され，かつ，下位の供給電圧に変更されるときを含みます。）は，63（引込線の接続），64（計量器等の取付け），65（電流制限器等の取付け）または 66（通信設備等の施設）によって実費を申し受ける場合を除き，当社は，その工事費の全額を工事費負担金として契約者から申し受けます。
ロ　45（託送供給等にともなう協力）によって供給地点への当社の供給設備を新たに施設または変更する場合には，当社は，その工事費の全額を工事費負担金として契約者から申し受けます。	ロ　45（託送供給等にともなう協力）によって供給地点への当社の供給設備を新たに施設または変更する場合には，当社は，その工事費の全額を工事費負担金として契約者から申し受けます。
(4) 工事費の算定 (2)および(3)の場合の工事費は，次により算定いたします。	(4) 工事費の算定 (2)および(3)の場合の工事費は，次により算定いたします。
イ　工事費は，契約者が標準設計をこえる設計によることを希望される場合を除き，標準設計工事費といたします。 また，標準設計工事費は，工事費負担金の対象となる供給設備の工事に要する材料費，工費および諸掛りの合計額といたします。 なお，撤去工事がある場合は，その合計額から撤去後の資材の残存価額を差し引いた金額に，撤去する場合の諸工費（諸掛りを含みます。）を加え	イ　工事費は，契約者が標準設計をこえる設計によることを希望される場合を除き，標準設計工事費といたします。 また，標準設計工事費は，工事費負担金の対象となる供給設備の工事に要する材料費，工費および諸掛りの合計額といたします。 なお，撤去工事がある場合は，その合計額から撤去後の資材の残存価額を差し引いた金額に，撤去する場合の諸工費（諸掛りを含みます。）を加え

託送供給等約款(2024.10.1 実施)	託送供給等約款(2025.4.1 実施)
た金額といたします。 (ｲ) 材料費は，払出時の単価（電気事業会計規則に定められた方法によって算出した貯蔵品の払出単価等をいいます。）によって算定いたします。 (ﾛ) 諸掛りには，測量監督費，諸経費，補償費，建設分担関連費およびその他の費用を含みます。 (ﾊ) 土地費（電気事業会計規則に定められた固定資産土地として計上される金額）は，工事費に計上いたしません。ただし，架空電線路の経過地に地役権を設定する場合には，その対価の５０パーセントに相当する金額は工事費に計上いたしますが，登録免許税，印紙税，登記手数料等地役権の登記に要する費用は工事費に計上いたしません。 (ﾆ) 架空供給側接続設備の経過地に建造物の構築，竹木の植栽等架空供給側接続設備に支障を及ぼす行為を行なわないことを条件とする補償契約を締結する場合は，その線下補償費の５０パーセントに相当する金額を工事費に計上いたします。 (ﾎ) 補償費中残地補償費は，それが明確に区分されている場合に限り工事費に計上いたします。 (ﾍ) 建設分担関連費は，電気事業会計規則等に定められた電気事業固定資産に振り替えられる範囲に限り工事費に計上いたします。 (ﾄ) 契約者の希望により暫定的に利用される供給設備を施設する場合の工事費は，73（臨時工事費）に準じて算定いたします。 ロ　契約者が標準設計をこえる設計によることを希望される場合の工事費は，イに準じて算定いたします。 ハ　(2)イ(ｲ)に該当し，かつ，その工事費を(1)イ(ｲ)に定める超過こう長１メートル当たりの金額にもとづいて算定することが適当と認められるときは，イおよびロにかかわらず，標準設計をこえる設計で施設される供給設備の工事費および標準設計工事費をいずれも(1)イ(ｲ)または(1)ロ(ｲ) a にもとづいて算定いたします。この場合，超過こう長１メートル当たりの金額を新たに施設される供給側接続設備の全工事こう長に適用して工事費を算定いたします。 ニ　当社が将来の需要を考慮してあらかじめ施設した鉄塔，管路等を利用して供給する場合は，新たに施設される電線路に必要とされる回線数，管路孔数等に応じて次により算定した金額を電線路の工事費に算入いたします。 (ｲ) 鉄塔を利用して電気を供給する場合	た金額といたします。 (ｲ) 材料費は，払出時の単価（電気事業会計規則に定められた方法によって算出した貯蔵品の払出単価等をいいます。）によって算定いたします。 (ﾛ) 諸掛りには，測量監督費，諸経費，補償費，建設分担関連費およびその他の費用を含みます。 (ﾊ) 土地費（電気事業会計規則に定められた固定資産土地として計上される金額）は，工事費に計上いたしません。ただし，架空電線路の経過地に地役権を設定する場合には，その対価の５０パーセントに相当する金額は工事費に計上いたしますが，登録免許税，印紙税，登記手数料等地役権の登記に要する費用は工事費に計上いたしません。 (ﾆ) 架空供給側接続設備の経過地に建造物の構築，竹木の植栽等架空供給側接続設備に支障を及ぼす行為を行なわないことを条件とする補償契約を締結する場合は，その線下補償費の５０パーセントに相当する金額を工事費に計上いたします。 (ﾎ) 補償費中残地補償費は，それが明確に区分されている場合に限り工事費に計上いたします。 (ﾍ) 建設分担関連費は，電気事業会計規則等に定められた電気事業固定資産に振り替えられる範囲に限り工事費に計上いたします。 (ﾄ) 契約者の希望により暫定的に利用される供給設備を施設する場合の工事費は，73（臨時工事費）に準じて算定いたします。 ロ　契約者が標準設計をこえる設計によることを希望される場合の工事費は，イに準じて算定いたします。 ハ　(2)イ(ｲ)に該当し，かつ，その工事費を(1)イ(ｲ)に定める超過こう長１メートル当たりの金額にもとづいて算定することが適当と認められるときは，イおよびロにかかわらず，標準設計をこえる設計で施設される供給設備の工事費および標準設計工事費をいずれも(1)イ(ｲ)または(1)ロ(ｲ) a にもとづいて算定いたします。この場合，超過こう長１メートル当たりの金額を新たに施設される供給側接続設備の全工事こう長に適用して工事費を算定いたします。 ニ　当社が将来の需要を考慮してあらかじめ施設した鉄塔，管路等を利用して供給する場合は，新たに施設される電線路に必要とされる回線数，管路孔数等に応じて次により算定した金額を電線路の工事費に算入いたします。 (ｲ) 鉄塔を利用して電気を供給する場合

託送供給等約款(2024.10.1 実施)	託送供給等約款(2025.4.1 実施)
工事費　×　使用回線数 / 施設回線数	工事費　×　使用回線数 / 施設回線数
(ﾛ) 管路等を利用して電気を供給する場合	(ﾛ) 管路等を利用して電気を供給する場合
工事費　×　使用孔数 / 施設孔数 － 予備孔数	工事費　×　使用孔数 / 施設孔数 － 予備孔数
ホ　当社が特別高圧で供給する電気について，使用開始後３年以内の供給設備を利用する場合は，新たに利用される部分を新たに施設される供給側接続設備とみなします。 なお，この場合の工事費は，(1)ロ(ｲ) a に準じて算定いたします。	ホ　当社が特別高圧で供給する電気について，使用開始後３年以内の供給設備を利用する場合は，新たに利用される部分を新たに施設される供給側接続設備とみなします。 なお，この場合の工事費は，(1)ロ(ｲ) a に準じて算定いたします。
ヘ　(2)ロの場合の工事費は，次のとおりといたします。	ヘ　(2)ロの場合（特別高圧で供給する場合は，標準電圧２０，０００ボルト，３０，０００ボルト，６０，０００ボルト，７０，０００ボルトまたは１４０，０００ボルトで当社が供給するときに限ります。）の工事費は，次のとおりといたします。
(ｲ) 高圧で供給する場合 (1)イ(ｲ)に定める超過こう長１メートル当たりの金額にもとづいて算定することが適当と認められる場合は，イまたはロにかかわらず，その工事費を(1)イ(ｲ)にもとづいて算定いたします。この場合，超過こう長１メートル当たりの金額を新たに施設される供給側接続設備の全工事こう長に適用して算定いたします。	(ｲ) 高圧で供給する場合 (1)イ(ｲ)に定める超過こう長１メートル当たりの金額にもとづいて算定することが適当と認められる場合は，イまたはロにかかわらず，その工事費を(1)イ(ｲ)にもとづいて算定いたします。この場合，超過こう長１メートル当たりの金額を新たに施設される供給側接続設備の全工事こう長に適用して算定いたします。
(ﾛ) 特別高圧で供給する場合 契約者が標準設計をこえる設計によることを希望される場合を除き，イにかかわらず，(1)ロ(ｲ) a および(ﾛ)によって算定いたします。 なお，21（予備送電サービス）によって当社が供給する場合で，供給側接続設備（専用供給設備および予備供給設備を除きます。）と予備供給設備とをあわせて施設するときの予備供給設備の工事費は，(1)ロ(ｲ) a の該当欄の単価の２０パーセントを適用して算定いたします。	(ﾛ) 特別高圧で供給する場合 契約者が標準設計をこえる設計によることを希望される場合を除き，イにかかわらず，(1)ロ(ｲ) a および(ﾛ)によって算定いたします。 なお，21（予備送電サービス）によって当社が供給する場合で，供給側接続設備（専用供給設備および予備供給設備を除きます。）と予備供給設備とをあわせて施設するときの予備供給設備の工事費は，(1)ロ(ｲ) a の該当欄の単価の２０パーセントを適用して算定いたします。
ト　低圧または高圧で供給する場合で，工事費を当社が定める単位当たりの金額にもとづいて算定することが適当と認められるとき（ハおよびヘ(ｲ)の場合を除きます。）は，イまたはロにかかわらず，工事費を当該金額にもとづいて算定いたします。	ト　低圧または高圧で供給する場合で，工事費を当社が定める単位当たりの金額にもとづいて算定することが適当と認められるとき（ハおよびヘ(ｲ)の場合を除きます。）は，イまたはロにかかわらず，工事費を当該金額にもとづいて算定いたします。
(5)特例区域等の契約者が新たに接続供給を開始し，または接続送電サービス契約電力等を増加される場合（新たに接続供給を開始される場合で，当該接続供給を開始される前から引き続き当社の供給設備を利用され，かつ，下位の	(5)特例区域等の契約者が新たに接続供給を開始し，または接続送電サービス契約電力等を増加される場合（新たに接続供給を開始される場合で，当該接続供給を開始される前から引き続き当社の供給設備を利用され，かつ，下位の

託送供給等約款(2024.10.1 実施)	託送供給等約款(2025.4.1 実施)
供給電圧に変更されるときを除きます。）で，これにともない当社が新たに供給地点への供給設備を施設するときには，当社は，(1)または(2)にかかわらず，その工事費の全額を工事費負担金として契約者から申し受けます。 なお，この場合の工事費負担金は，(2)の場合に準じて算定いたします。 (6)分割接続供給の場合の供給地点への供給設備の工事費負担金は，(1)，(2)，(3)または(5)の場合に準じて算定し，双方の契約者と当社との協議のうえ，一方または双方の契約者から申し受けます。この場合，工事費負担金の算定上，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービス契約電力を接続送電サービス契約電力とみなします。	供給電圧に変更されるときを除きます。）で，これにともない当社が新たに供給地点への供給設備を施設するときには，当社は，(1)または(2)にかかわらず，その工事費の全額を工事費負担金として契約者から申し受けます。 なお，この場合の工事費負担金は，(2)の場合に準じて算定いたします。 (6)分割接続供給の場合の供給地点への供給設備の工事費負担金は，(1)，(2)，(3)または(5)の場合に準じて算定し，双方の契約者と当社との協議のうえ，一方または双方の契約者から申し受けます。この場合，工事費負担金の算定上，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービス契約電力を接続送電サービス契約電力とみなします。
72　工事費負担金の申受けおよび精算 (1)当社は，工事費負担金を原則として工事着手前に契約者または発電契約者から申し受けます。 なお，９（検討および契約の申込み）(4)にもとづき系統連系保証金を申し受けた場合~~は，系統連系~~保証金を工事費負担金に充当いたします。	**72　工事費負担金の申受けおよび精算** (1)当社は，工事費負担金を原則として工事着手前に契約者または発電契約者から申し受けます。 なお，９（検討および契約の申込み）(4)にもとづき系統連系保証金を申し受けた場合または 52（契約の変更）(6)ハにもとづき混雑緩和プロセスに関する保証金を申し受けた場合は，系統連系保証金または混雑緩和プロセスに関する保証金を工事費負担金に充当いたします。
(2)工事費負担金は，次の場合には，工事完成後すみやかに精算するものといたします。 イ　71（供給地点への供給設備の工事費負担金）(1)にもとづき算定される場合は，次に該当するとき。 (ｲ) 設計変更等により，架空供給側接続設備または地中供給側接続設備のいずれかの工事こう長の変更の差異が５パーセントをこえる場合 (ﾛ) その他特別の事情により，工事費負担金に差異が生じた場合 ロ　68（受電地点への供給設備の工事費負担金），69（受電用計量器等の工事費負担金），70（会社間連系設備の工事費負担金），71（供給地点への供給設備の工事費負担金）(2)（71〔供給地点への供給設備の工事費負担金〕(1)の超過こう長１メートル当たりの金額にもとづいて工事費を算定する場合は，イに準ずるものといたします。）および 71（供給地点への供給設備の工事費負担金）(3)にもとづき算定される場合は，次に該当するとき。 (ｲ) 低圧または高圧で受電または供給する場合 a　設計変更により，電柱（鉄塔，鉄柱を含みます。），電線および変圧器等の主要材料の規格が変更となる場合，または主要材料の数量の変更（低圧引込線を除きます。）の差異が５パーセントをこえる場合 b　設計時と払出時との間で材料費の単価に変動が生じた場合（設計か	(2)工事費負担金は，次の場合には，工事完成後すみやかに精算するものといたします。 イ　71（供給地点への供給設備の工事費負担金）(1)にもとづき算定される場合は，次に該当するとき。 (ｲ) 設計変更等により，架空供給側接続設備または地中供給側接続設備のいずれかの工事こう長の変更の差異が５パーセントをこえる場合 (ﾛ) その他特別の事情により，工事費負担金に差異が生じた場合 ロ　68（受電地点への供給設備の工事費負担金），69（受電用計量器等の工事費負担金），70（会社間連系設備の工事費負担金），71（供給地点への供給設備の工事費負担金）(2)（71〔供給地点への供給設備の工事費負担金〕(1)の超過こう長１メートル当たりの金額にもとづいて工事費を算定する場合は，イに準ずるものといたします。）および 71（供給地点への供給設備の工事費負担金）(3)にもとづき算定される場合は，次に該当するとき。 (ｲ) 低圧または高圧で受電または供給する場合 a　設計変更により，電柱（鉄塔，鉄柱を含みます。），電線および変圧器等の主要材料の規格が変更となる場合，または主要材料の数量の変更（低圧引込線を除きます。）の差異が５パーセントをこえる場合 b　設計時と払出時との間で材料費の単価に変動が生じた場合（設計か

託送供給等約款(2024.10.1 実施)	託送供給等約款(2025.4.1 実施)
ら払出しまでの期間が短いときを除きます。） c　その他特別の事情により，工事費負担金に著しい差異が生じた場合 (ﾛ) 特別高圧で受電または供給する場合 原則としてすべての場合 (3) 当社は，工事費負担金を申し受けて施設した受電側接続設備または供給側接続設備の全部または一部を他の契約者または発電契約者と共用する供給設備として利用することがあります。 なお，当社が特別高圧で受電または供給する電気について，その利用が供給設備の使用開始後３年以内に行なわれる場合で，その受電側接続設備または供給側接続設備を使用開始したときにさかのぼって２以上の契約者または発電契約者が共用する供給設備として算定した場合の工事費負担金が既に申し受けた工事費負担金を下回るときは，その差額をお返しいたします。 (4) 当社は，68（受電地点への供給設備の工事費負担金）(2)イ(ﾊ)に定める供給設備の全部または一部を他の契約者または発電契約者と共用する供給設備として利用することがあります。 なお，当社が受電する電気または特別高圧で供給する電気について，その利用が供給設備の使用開始後３年以内に行なわれる場合で，その供給設備を使用開始したときにさかのぼって２以上の契約者または発電契約者が共用する供給設備として算定した場合の工事費負担金が既に申し受けた工事費負担金を下回るときは，原則としてその差額をお返しいたします。 (5)当社は，契約者または発電契約者の承諾をえて，専用供給設備を専用供給設備以外の供給設備に変更することがあります。 なお，その変更が供給設備の使用開始後１０年以内に行なわれる場合は，その専用供給設備を使用開始したときにさかのぼって専用供給設備以外の供給設備として算定した工事費負担金と，既に申し受けた工事費負担金との差額をお返しいたします。 (6) 低圧または高圧で供給する場合，居住用の分譲地として整備された地域等において，原則として１年以内にすべての建物が施設される場合で，すべての供給地点について２以上の契約者が共同して申込みをされたときまたはすべての供給地点について契約者から申込みがあり，かつ，一括して工事費負担金を算定することを希望されるときには，当社は，施設を予定しているすべての建物に対する工事こう長のうち無償こう長に供給地点の数の７０パーセントの値を乗じてえた値をこえる部分を超過こう長として算定される 71（供給地点への供給設備の工事費負担金）(1)の工事費負担金を当初に申し受けます。	ら払出しまでの期間が短いときを除きます。） c　その他特別の事情により，工事費負担金に著しい差異が生じた場合 (ﾛ) 特別高圧で受電または供給する場合 原則としてすべての場合 (3) 当社は，工事費負担金を申し受けて施設した受電側接続設備または供給側接続設備の全部または一部を他の契約者または発電契約者と共用する供給設備として利用することがあります。 なお，当社が特別高圧で受電または供給する電気について，その利用が供給設備の使用開始後３年以内に行なわれる場合で，その受電側接続設備または供給側接続設備を使用開始したときにさかのぼって２以上の契約者または発電契約者が共用する供給設備として算定した場合の工事費負担金が既に申し受けた工事費負担金を下回るときは，その差額をお返しいたします。 (4) 当社は，68（受電地点への供給設備の工事費負担金）(2)イ(ﾊ)に定める供給設備の全部または一部を他の契約者または発電契約者と共用する供給設備として利用することがあります。 なお，当社が受電する電気または特別高圧で供給する電気について，その利用が供給設備の使用開始後３年以内に行なわれる場合で，その供給設備を使用開始したときにさかのぼって２以上の契約者または発電契約者が共用する供給設備として算定した場合の工事費負担金が既に申し受けた工事費負担金を下回るときは，原則としてその差額をお返しいたします。 (5)当社は，契約者または発電契約者の承諾をえて，専用供給設備を専用供給設備以外の供給設備に変更することがあります。 なお，その変更が供給設備の使用開始後１０年以内に行なわれる場合は，その専用供給設備を使用開始したときにさかのぼって専用供給設備以外の供給設備として算定した工事費負担金と，既に申し受けた工事費負担金との差額をお返しいたします。 (6) 低圧または高圧で供給する場合，居住用の分譲地として整備された地域等において，原則として１年以内にすべての建物が施設される場合で，すべての供給地点について２以上の契約者が共同して申込みをされたときまたはすべての供給地点について契約者から申込みがあり，かつ，一括して工事費負担金を算定することを希望されるときには，当社は，施設を予定しているすべての建物に対する工事こう長のうち無償こう長に供給地点の数の７０パーセントの値を乗じてえた値をこえる部分を超過こう長として算定される 71（供給地点への供給設備の工事費負担金）(1)の工事費負担金を当初に申し受けます。

託送供給等約款(2024.10.1 実施)	託送供給等約款(2025.4.1 実施)
また，工事費負担金契約書（75〔工事費等に関する契約書の作成〕に定める工事費等に関する契約書をいいます。）に定める期日に既に供給を開始している供給地点の数により工事費負担金を精算いたします。この場合の精算の対象となる工事こう長は，共同して申込みをされた供給地点の数と供給を開始した供給地点の数とが異なる場合であっても，施設された供給設備に応じたものといたします。	また，工事費負担金契約書（75〔工事費等に関する契約書の作成〕に定める工事費等に関する契約書をいいます。）に定める期日に既に供給を開始している供給地点の数により工事費負担金を精算いたします。この場合の精算の対象となる工事こう長は，共同して申込みをされた供給地点の数と供給を開始した供給地点の数とが異なる場合であっても，施設された供給設備に応じたものといたします。
74　供給開始に至らないで契約を廃止または変更される場合の費用の申受け (1)託送供給開始に至らないで接続供給契約または振替供給契約を廃止または変更される場合 供給設備の一部または全部を施設した後，契約者または需要者の都合によって託送供給の開始に至らないで接続供給契約または振替供給契約を廃止または変更される場合は，当社は，要した費用の実費を契約者から申し受けます。 なお，実際に供給設備の工事を行なわなかった場合であっても，測量監督等に費用を要したときは，その実費を契約者から申し受けます。 また，分割接続供給の場合は，要した費用の実費を双方の契約者と当社との協議のうえ，一方または双方の契約者から申し受けます。 (2) 発電量調整供給開始に至らないで発電量調整供給契約を廃止または変更される場合 供給設備の一部または全部を施設した後，発電契約者または発電者の都合によって発電量調整供給の開始に至らないで発電量調整供給契約を廃止または変更される場合等は，当社は，要した費用の実費を発電契約者から申し受けます。ただし，発電契約者との間で電源接続案件一括検討プロセスにもとづき工事費負担金補償金を定める場合は，供給設備の工事を行なう前であっても，原則としてその金額を発電契約者から申し受けます。 なお，電力広域的運営推進機関送配電等業務指針に定める保証金を返還する事情に該当する場合は，当社は，系統連系保証金をお返しいたします。 また，実際に供給設備の工事を行なわなかった場合であっても，測量監督等に費用を要したときは，その実費を発電契約者から申し受けます。	**74　供給開始に至らないで契約を廃止または変更される場合等の費用の申受け** (1)託送供給開始に至らないで接続供給契約または振替供給契約を廃止または変更される場合 供給設備の一部または全部を施設した後，契約者または需要者の都合によって託送供給の開始に至らないで接続供給契約または振替供給契約を廃止または変更される場合は，当社は，要した費用の実費を契約者から申し受けます。 なお，実際に供給設備の工事を行なわなかった場合であっても，測量監督等に費用を要したときは，その実費を契約者から申し受けます。 また，分割接続供給の場合は，要した費用の実費を双方の契約者と当社との協議のうえ，一方または双方の契約者から申し受けます。 (2) 発電量調整供給開始に至らないで発電量調整供給契約を廃止または変更される場合 供給設備の一部または全部を施設した後，発電契約者または発電者の都合によって発電量調整供給の開始に至らないで発電量調整供給契約を廃止または変更される場合等は，当社は，要した費用の実費を発電契約者から申し受けます。ただし，発電契約者との間で電源接続案件一括検討プロセスにもとづき工事費負担金補償金を定める場合は，供給設備の工事を行なう前であっても，原則としてその金額を発電契約者から申し受けます。 なお，電力広域的運営推進機関送配電等業務指針に定める保証金を返還する事情に該当する場合は，当社は，系統連系保証金をお返しいたします。 また，実際に供給設備の工事を行なわなかった場合であっても，測量監督等に費用を要したときは，その実費を発電契約者から申し受けます。 (3)混雑緩和プロセスにともなう供給設備の変更を中止される場合等の費用の申受け 混雑緩和プロセスにともない供給設備の一部または全部を変更した後，発電契約者または発電者の都合によって供給設備の変更を中止される場合等は，当社は，要した費用の実費を発電契約者から申し受けます。ただし，発

託送供給等約款(2024.10.1 実施)	託送供給等約款(2025.4.1 実施)
	電契約者との間で混雑緩和プロセスにもとづき工事費負担金補償金を定める場合は，供給設備の工事を行なう前であっても，原則としてその金額を発電契約者から申し受けます。 なお，電力広域的運営推進機関送配電等業務指針に定める混雑緩和プロセスに関する保証金を返還する事情に該当する場合は，当社は，混雑緩和プロセスに関する保証金をお返しいたします。 また，実際に供給設備の工事を行なわなかった場合であっても，測量監督等に費用を要したときは，その実費を発電契約者から申し受けます。

託送供給等約款(2024.10.1 実施)	託送供給等約款(2025.4.1 実施)
附　　則	**附　　則**
1　実施期日 この約款は，~~２０２４年10月~~１日から実施いたします。	**1　実施期日** この約款は，２０２５年４月１日から実施いたします。
3　揚水発電設備等が設置された需要場所に接続供給を行なう場合の特別措置 (1)に定める適用範囲に該当する接続供給契約で，あらかじめ契約者から申出がある場合は，料金および必要となるその他の供給条件は次のとおりといたします。 (1) 適用範囲 イ　揚水発電設備~~または蓄電池（以下「揚水発電設備等」といいます。）~~が設置された需要場所に供給され揚水または蓄電された接続供給に係る電気が，当該需要場所以外の需要場所に託送供給される場合であること。 ロ　イの接続供給に係る電気と，それ以外の電気（揚水発電設備等が設置された需要場所内で使用される電気や揚水発電設備等が設置された需要場所内で発電または放電された電気等をいいます。）とを，物理的に区分する等，何らかの方法で明確に区分が可能となるよう措置されており，(ｲ)および(ﾛ)を明確に区分して定めることが可能であること。ただし，技術上，経済上，やむをえない場合等特別の事情がある場合は，(ｲ)および(ﾛ)をあらかじめ契約者と当社との協議により定めることがあります。 (ｲ) 当該供給地点におけるイの接続供給に係る電気に相当する最大電力（キロワット），最大電流（アンペア）または最大容量（キロボルトアンペア）（以下「揚水最大電力等」といいます。）およびそれ以外の電気の最大電力，最大電流または最大容量（以下「その他最大電力等」といいます。） (ﾛ) 当該供給地点におけるイの接続供給に係る電気に相当する電力量（以下「揚水等接続供給電力量」といいます。）およびそれ以外の電気の電力量（以下「その他接続供給電力量」といいます。） ハ　イおよびロにおける揚水発電設備等については，あらかじめ定められた順序または手続き等にしたがって揚水または蓄電および発電または放電を制御することが可能なものであること。 (2) 接続送電サービス料金または臨時接続送電サービス料金 接続送電サービス料金または臨時接続送電サービス料金は，供給地点ごとに，あらかじめ１年ごとに契約者と当社との協議により揚水発電設備等にお	**3　揚水発電設備等が設置された需要場所に接続供給を行なう場合の特別措置** (1)に定める適用範囲に該当する接続供給契約で，あらかじめ契約者から申出がある場合は，料金および必要となるその他の供給条件は次のとおりといたします。 (1) 適用範囲 イ　揚水発電設備等が設置された需要場所に供給され揚水または蓄電された接続供給に係る電気が，当該需要場所以外の需要場所に託送供給される場合であること。 ロ　イの接続供給に係る電気と，それ以外の電気（揚水発電設備等が設置された需要場所内で使用される電気や揚水発電設備等が設置された需要場所内で発電または放電された電気等をいいます。）とを，物理的に区分する等，何らかの方法で明確に区分が可能となるよう措置されており，(ｲ)および(ﾛ)を明確に区分して定めることが可能であること。ただし，技術上，経済上，やむをえない場合等特別の事情がある場合は，(ｲ)および(ﾛ)をあらかじめ契約者と当社との協議により定めることがあります。 (ｲ) 当該供給地点におけるイの接続供給に係る電気に相当する最大電力（キロワット），最大電流（アンペア）または最大容量（キロボルトアンペア）（以下「揚水最大電力等」といいます。）およびそれ以外の電気の最大電力，最大電流または最大容量（以下「その他最大電力等」といいます。） (ﾛ) 当該供給地点におけるイの接続供給に係る電気に相当する電力量（以下「揚水等接続供給電力量」といいます。）およびそれ以外の電気の電力量（以下「その他接続供給電力量」といいます。） ハ　イおよびロにおける揚水発電設備等については，あらかじめ定められた順序または手続き等にしたがって揚水または蓄電および発電または放電を制御することが可能なものであること。 (2) 接続送電サービス料金または臨時接続送電サービス料金 接続送電サービス料金または臨時接続送電サービス料金は，供給地点ごとに，あらかじめ１年ごとに契約者と当社との協議により揚水発電設備等にお

託送供給等約款(2024.10.1 実施)	託送供給等約款(2025.4.1 実施)
ける揚水または蓄電および発電等に係る電気の損失率（以下「揚水等損失率」といいます。）を定め，19（接続送電サービス）(3)イ(ﾛ) c，(ﾊ) c，(ﾆ) c，(ﾎ) c，(ﾍ) c，(ﾄ) c，ロ(ｲ) c，(ﾛ) c，(ﾊ) c，ハ(ｲ) c，(ﾛ) c もしくは(ﾊ) c，または，20（臨時接続送電サービス）(3)イ(ﾛ) c，(ﾆ) c，ロ(ﾊ)もしくはハ(ﾊ)の適用にあたっては，接続送電サービス料金または臨時接続送電サービス料金の算定上，イ(ｲ)または(ﾛ)により，接続供給課金対象電力または接続供給課金対象電力量を定め，接続送電サービス契約電力，接続送電サービス契約電流，接続送電サービス契約容量，臨時接続送電サービス契約電流，臨時接続送電サービス契約容量もしくは臨時接続送電サービス契約電力または接続供給電力量に代えて適用いたします。 なお，高圧または特別高圧で供給する場合で，１年を通じて最大需要電力等が夜間時間に発生するときのピークシフト電力は，19（接続送電サービス）(4)ロにかかわらず，ロといたします。 イ　接続供給課金対象電力または接続供給課金対象電力量 (ｲ) 接続供給課金対象電力 当該供給地点における接続供給課金対象電力（キロワット）は，次のとおりといたします。ただし，接続供給課金対象電力の算定上，１０アンペアを１キロワットと，１キロボルトアンペアを１キロワットとみなします。 接続供給課金対象電力 ＝ 揚水最大電力等 × 揚水等損失率 ＋ その他最大電力等 (ﾛ) 接続供給課金対象電力量 当該供給地点における接続供給課金対象電力量は，次のとおりといたします。 接続供給課金対象電力量 ＝ 揚水等接続供給電力量 × 揚水等損失率 ＋ その他接続供給電力量 ロ　１年を通じての最大需要電力等が夜間時間に発生する場合のピークシフト電力 高圧または特別高圧で供給する場合のピークシフト電力は，需要者の負荷移行により昼間時間から夜間時間に移行された増分電力をいい，その需要者の接続送電サービス契約電力からその需要者の１年を通じての昼間時	ける揚水または蓄電および発電等に係る電気の損失率（以下「揚水等損失率」といいます。）を定め，19（接続送電サービス）(3)イ(ﾛ) c，(ﾊ) c，(ﾆ) c，(ﾎ) c，(ﾍ) c，(ﾄ) c，ロ(ｲ) c，(ﾛ) c，(ﾊ) c，ハ(ｲ) c，(ﾛ) c もしくは(ﾊ) c，または，20（臨時接続送電サービス）(3)イ(ﾛ) c，(ﾆ) c，ロ(ﾊ)もしくはハ(ﾊ)の適用にあたっては，接続送電サービス料金または臨時接続送電サービス料金の算定上，イ(ｲ)または(ﾛ)により，接続供給課金対象電力または接続供給課金対象電力量を定め，接続送電サービス契約電力，接続送電サービス契約電流，接続送電サービス契約容量，臨時接続送電サービス契約電流，臨時接続送電サービス契約容量もしくは臨時接続送電サービス契約電力または接続供給電力量に代えて適用いたします。 なお，高圧または特別高圧で供給する場合で，１年を通じて最大需要電力等が夜間時間に発生するときのピークシフト電力は，19（接続送電サービス）(4)ロにかかわらず，ロといたします。 イ　接続供給課金対象電力または接続供給課金対象電力量 (ｲ) 接続供給課金対象電力 当該供給地点における接続供給課金対象電力（キロワット）は，次のとおりといたします。ただし，接続供給課金対象電力の算定上，１０アンペアを１キロワットと，１キロボルトアンペアを１キロワットとみなします。 接続供給課金対象電力 ＝ 揚水最大電力等 × 揚水等損失率 ＋ その他最大電力等 (ﾛ) 接続供給課金対象電力量 当該供給地点における接続供給課金対象電力量は，次のとおりといたします。 接続供給課金対象電力量 ＝ 揚水等接続供給電力量 × 揚水等損失率 ＋ その他接続供給電力量 ロ　１年を通じての最大需要電力等が夜間時間に発生する場合のピークシフト電力 高圧または特別高圧で供給する場合のピークシフト電力は，需要者の負荷移行により昼間時間から夜間時間に移行された増分電力をいい，その需要者の接続送電サービス契約電力からその需要者の１年を通じての昼間時

託送供給等約款(2024.10.1 実施)	託送供給等約款(2025.4.1 実施)
間における接続供給電力の最大値を差し引いた値を上限として，夜間時間に移行する負荷設備の容量（キロワット），揚水最大電力等およびその他最大電力等ならびに揚水等損失率等にもとづき，あらかじめ契約者と当社との協議によって定めます。 なお，各月の昼間時間における接続供給電力の最大値の実績等から，ピークシフト電力が不適当と認められる場合には，すみやかにピークシフト電力を適正なものに変更していただきます。 ハ　その他 (ｲ) 19（接続送電サービス）(3)イ(ｲ) a に該当する場合は，19（接続送電サービス）(3)イ(ﾛ) a，(ﾊ) a または(ﾆ) a にかかわらず，電灯標準接続送電サービス，電灯時間帯別接続送電サービスまたは電灯従量接続送電サービス（自己等への電気の供給の用に供する接続供給の場合に限ります。）を適用いたします。 (ﾛ) 20（臨時接続送電サービス）(3)イ(ｲ) a に該当する場合は，20（臨時接続送電サービス）(3)イ(ﾛ) a にかかわらず，電灯臨時接続送電サービスを適用いたします。 (ﾊ) 20（臨時接続送電サービス）(3)イ(ﾊ) a に該当する場合は，20（臨時接続送電サービス）(3)イ(ﾆ) a にかかわらず，動力臨時接続送電サービスを適用いたします。 (3) 電力および電力量の算定 当社または当社の供給区域で事業を営む配電事業者が指定する系統安定上必要な調整機能を有する揚水発電設備等であって別途当社または当社の供給区域で事業を営む配電事業者と調整に関する契約を締結する設備が設置された需要場所に接続供給を行なう場合で，電気の使用に係る調整を行なうときは，接続対象計画電力量，接続対象計画差対応補給電力量および接続対象計画差対応余剰電力量は，31（電力および電力量の算定）(12)，(22)および(23)にかかわらず，次のとおりといたします。 イ　接続対象計画電力量 接続対象計画電力量は，３０分ごとの接続対象電力量の計画値（供給地点が複数ある場合はその合計といたします。）で，契約者があらかじめ電力広域的運営推進機関を通じて当社に通知するものといたします。 なお，当社または当社の供給区域で事業を営む配電事業者が指定する系統安定上必要な調整機能を有する揚水発電設備等であって別途当社または当社の供給区域で事業を営む配電事業者と調整に関する契約を締結する設備が設置された需要場所に接続供給を行なう場合で，電気の使用に係る調	間における接続供給電力の最大値を差し引いた値を上限として，夜間時間に移行する負荷設備の容量（キロワット），揚水最大電力等およびその他最大電力等ならびに揚水等損失率等にもとづき，あらかじめ契約者と当社との協議によって定めます。 なお，各月の昼間時間における接続供給電力の最大値の実績等から，ピークシフト電力が不適当と認められる場合には，すみやかにピークシフト電力を適正なものに変更していただきます。 ハ　その他 (ｲ) 19（接続送電サービス）(3)イ(ｲ) a に該当する場合は，19（接続送電サービス）(3)イ(ﾛ) a，(ﾊ) a または(ﾆ) a にかかわらず，電灯標準接続送電サービス，電灯時間帯別接続送電サービスまたは電灯従量接続送電サービス（自己等への電気の供給の用に供する接続供給の場合に限ります。）を適用いたします。 (ﾛ) 20（臨時接続送電サービス）(3)イ(ｲ) a に該当する場合は，20（臨時接続送電サービス）(3)イ(ﾛ) a にかかわらず，電灯臨時接続送電サービスを適用いたします。 (ﾊ) 20（臨時接続送電サービス）(3)イ(ﾊ) a に該当する場合は，20（臨時接続送電サービス）(3)イ(ﾆ) a にかかわらず，動力臨時接続送電サービスを適用いたします。 (3) 電力および電力量の算定 当社または当社の供給区域で事業を営む配電事業者が指定する系統安定上必要な調整機能を有する揚水発電設備等であって別途当社または当社の供給区域で事業を営む配電事業者と調整に関する契約を締結する設備が設置された需要場所に接続供給を行なう場合で，電気の使用に係る調整を行なうときは，接続対象計画電力量，接続対象計画差対応補給電力量および接続対象計画差対応余剰電力量は，31（電力および電力量の算定）(12)，(22)および(23)にかかわらず，次のとおりといたします。 イ　接続対象計画電力量 接続対象計画電力量は，３０分ごとの接続対象電力量の計画値（供給地点が複数ある場合はその合計といたします。）で，契約者があらかじめ電力広域的運営推進機関を通じて当社に通知するものといたします。 なお，当社または当社の供給区域で事業を営む配電事業者が指定する系統安定上必要な調整機能を有する揚水発電設備等であって別途当社または当社の供給区域で事業を営む配電事業者と調整に関する契約を締結する設備が設置された需要場所に接続供給を行なう場合で，電気の使用に係る調

託送供給等約款(2024.10.1 実施)	託送供給等約款(2025.4.1 実施)
整を行なうときは，契約者は，別途，当該供給地点における３０分ごとの接続対象電力量の計画値をあらかじめ電力広域的運営推進機関を通じて当社に通知するものといたします。	整を行なうときは，契約者は，別途，当該供給地点における３０分ごとの接続対象電力量の計画値をあらかじめ電力広域的運営推進機関を通じて当社に通知するものといたします。
ロ　接続対象計画差対応補給電力量 接続対象計画差対応補給電力量は，３０分ごとの接続対象電力量がその３０分における接続対象計画電力量を上回る場合に，３０分ごとに，次の式により算定された値といたします。ただし，接続対象計画差対応補給電力量の算定上，当社または当社の供給区域で事業を営む配電事業者が指定する系統安定上必要な調整機能を有する揚水発電設備等であって別途当社または当社の供給区域で事業を営む配電事業者と調整に関する契約を締結する設備が設置された需要場所に接続供給を行なう場合で，電気の使用に係る調整を行なったとき（揚水発電設備等の故障等が発生したときを除きます。）は，31（電力および電力量の算定）(8)にかかわらず，当該供給地点におけるその３０分ごとの接続対象電力量の計画値にもとづき算定される当該供給地点におけるその３０分ごとの接続供給電力量の計画値を当該供給地点におけるその３０分ごとの接続供給電力量とみなし，接続対象電力量を算定いたします。 接続対象計画差対応補給電力量 ＝ 接続対象電力量 － 接続対象計画電力量	ロ　接続対象計画差対応補給電力量 接続対象計画差対応補給電力量は，３０分ごとの接続対象電力量がその３０分における接続対象計画電力量を上回る場合に，３０分ごとに，次の式により算定された値といたします。ただし，接続対象計画差対応補給電力量の算定上，当社または当社の供給区域で事業を営む配電事業者が指定する系統安定上必要な調整機能を有する揚水発電設備等であって別途当社または当社の供給区域で事業を営む配電事業者と調整に関する契約を締結する設備が設置された需要場所に接続供給を行なう場合で，電気の使用に係る調整を行なったとき（揚水発電設備等の故障等が発生したときを除きます。）は，31（電力および電力量の算定）(8)にかかわらず，当該供給地点におけるその３０分ごとの接続対象電力量の計画値にもとづき算定される当該供給地点におけるその３０分ごとの接続供給電力量の計画値を当該供給地点におけるその３０分ごとの接続供給電力量とみなし，接続対象電力量を算定いたします。 接続対象計画差対応補給電力量 ＝ 接続対象電力量 － 接続対象計画電力量
ハ　接続対象計画差対応余剰電力量 接続対象計画差対応余剰電力量は，３０分ごとの接続対象電力量がその３０分における接続対象計画電力量を下回る場合に，３０分ごとに，次の式により算定された値といたします。ただし，接続対象計画差対応余剰電力量の算定上，当社または当社の供給区域で事業を営む配電事業者が指定する系統安定上必要な調整機能を有する揚水発電設備等であって別途当社または当社の供給区域で事業を営む配電事業者と調整に関する契約を締結する設備が設置された需要場所に接続供給を行なう場合で，電気の使用に係る調整を行なったとき（揚水発電設備等の故障等が発生したときを除きます。）は，31（電力および電力量の算定）(8)にかかわらず，当該供給地点におけるその３０分ごとの接続対象電力量の計画値にもとづき算定される当該供給地点におけるその３０分ごとの接続供給電力量の計画値を当該供給地点におけるその３０分ごとの接続供給電力量とみなし，接続対象電力量を算定いたします。	ハ　接続対象計画差対応余剰電力量 接続対象計画差対応余剰電力量は，３０分ごとの接続対象電力量がその３０分における接続対象計画電力量を下回る場合に，３０分ごとに，次の式により算定された値といたします。ただし，接続対象計画差対応余剰電力量の算定上，当社または当社の供給区域で事業を営む配電事業者が指定する系統安定上必要な調整機能を有する揚水発電設備等であって別途当社または当社の供給区域で事業を営む配電事業者と調整に関する契約を締結する設備が設置された需要場所に接続供給を行なう場合で，電気の使用に係る調整を行なったとき（揚水発電設備等の故障等が発生したときを除きます。）は，31（電力および電力量の算定）(8)にかかわらず，当該供給地点におけるその３０分ごとの接続対象電力量の計画値にもとづき算定される当該供給地点におけるその３０分ごとの接続供給電力量の計画値を当該供給地点におけるその３０分ごとの接続供給電力量とみなし，接続対象電力量を算定いたします。

託送供給等約款(2024.10.1 実施)	託送供給等約款(2025.4.1 実施)
接続対象計画差対応余剰電力量 ＝ 接続対象計画電力量 － 接続対象電力量	接続対象計画差対応余剰電力量 ＝ 接続対象計画電力量 － 接続対象電力量
(4) 計量器等の取付け 料金の算定上必要な計量器等については，64（計量器等の取付け）によるものといたします。また，これに加え，(1)イの接続供給に係る電気と，それ以外の電気（揚水発電設備等が設置された需要場所内で使用される電気や揚水発電設備等が設置された需要場所内で発電または放電された電気等をいいます。）とを，(1)ロによって区分する場合には，区分するために必要な計量器およびその付属装置は，原則として，当社の所有とし，当社の負担で取り付けます。	(4) 計量器等の取付け 料金の算定上必要な計量器等については，64（計量器等の取付け）によるものといたします。また，これに加え，(1)イの接続供給に係る電気と，それ以外の電気（揚水発電設備等が設置された需要場所内で使用される電気や揚水発電設備等が設置された需要場所内で発電または放電された電気等をいいます。）とを，(1)ロによって区分する場合には，区分するために必要な計量器およびその付属装置は，原則として，当社の所有とし，当社の負担で取り付けます。
(5) 供給電圧と計量電圧が異なる場合の取扱い 接続供給電力量および最大需要電力等は，30（計量）および附則６（受電電圧または供給電圧と計量電圧が異なる場合の取扱い）にかかわらず，供給電圧と異なった電圧で計量することがあります。この場合，接続供給電力量および最大需要電力等は，計量された接続供給電力量および最大需要電力等を，供給電圧と同位にするために，あらかじめ契約者と当社との協議によって定められた計量損失率によって修正したものといたします。	(5) 供給電圧と計量電圧が異なる場合の取扱い 接続供給電力量および最大需要電力等は，30（計量）および附則６（受電電圧または供給電圧と計量電圧が異なる場合の取扱い）にかかわらず，供給電圧と異なった電圧で計量することがあります。この場合，接続供給電力量および最大需要電力等は，計量された接続供給電力量および最大需要電力等を，供給電圧と同位にするために，あらかじめ契約者と当社との協議によって定められた計量損失率によって修正したものといたします。
(6)分割接続供給の場合の取扱い イ　この特別措置の適用を希望される場合は，あらかじめ双方の契約者で協議のうえ，当社へ申し出ていただきます。 ロ　この特別措置は，それぞれの契約者に係る接続送電サービスまたは臨時接続送電サービスに適用するものとし，それぞれの契約者に係る接続送電サービスまたは臨時接続送電サービスの取扱いは，(1)および(2)に準ずるものといたします。また，この場合は，33（料金の算定）(12)または(13)にもとづき料金の調整を行なうために，１供給地点につき，１接続送電サービスまたは１臨時接続送電サービスを適用したときの接続送電サービスまたは臨時接続送電サービスにおいてもこの特別措置を適用するものとし，当該接続送電サービスまたは臨時接続送電サービスの取扱いは，(1)および(2)に準ずるものといたします。 なお，揚水等損失率は，あらかじめ１年ごとに双方の契約者と当社との協議により供給地点ごとに定め，それぞれの契約者に係る接続送電サービス料金または臨時接続送電サービス料金および１供給地点につき，１接続送電サービスまたは１臨時接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービス料金または臨時接続送電サービス料金の算定にあたり，同一の値を	(6)分割接続供給の場合の取扱い イ　この特別措置の適用を希望される場合は，あらかじめ双方の契約者で協議のうえ，当社へ申し出ていただきます。 ロ　この特別措置は，それぞれの契約者に係る接続送電サービスまたは臨時接続送電サービスに適用するものとし，それぞれの契約者に係る接続送電サービスまたは臨時接続送電サービスの取扱いは，(1)および(2)に準ずるものといたします。また，この場合は，33（料金の算定）(12)または(13)にもとづき料金の調整を行なうために，１供給地点につき，１接続送電サービスまたは１臨時接続送電サービスを適用したときの接続送電サービスまたは臨時接続送電サービスにおいてもこの特別措置を適用するものとし，当該接続送電サービスまたは臨時接続送電サービスの取扱いは，(1)および(2)に準ずるものといたします。 なお，揚水等損失率は，あらかじめ１年ごとに双方の契約者と当社との協議により供給地点ごとに定め，それぞれの契約者に係る接続送電サービス料金または臨時接続送電サービス料金および１供給地点につき，１接続送電サービスまたは１臨時接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービス料金または臨時接続送電サービス料金の算定にあたり，同一の値を

託送供給等約款(2024.10.1 実施)	託送供給等約款(2025.4.1 実施)
使用するものといたします。	使用するものといたします。
4　発電量調整供給契約についての特別措置（再生可能エネルギー発電設備）	**4　発電量調整供給契約についての特別措置（再生可能エネルギー発電設備）**
(1) 契約者が特定契約を締結している場合もしくは特定送配電事業者が特定契約を締結している場合または契約者が当社と再生可能エネルギー電気卸供給契約を締結し，指定した再生可能エネルギー発電設備から電気を調達する場合は，原則として，契約者または特定送配電事業者との間で発電量調整供給契約を締結し，特例発電バランシンググループを設定していただきます。この場合，契約者が締結する特定契約に係る発電設備，特定送配電事業者が締結する特定契約に係る発電設備および当社との再生可能エネルギー電気卸供給契約に係る発電設備は，同一のバランシンググループに属することはできないものといたします。	(1) 契約者が特定契約を締結している場合もしくは特定送配電事業者が特定契約を締結している場合または契約者が当社と再生可能エネルギー電気卸供給契約を締結し，指定した再生可能エネルギー発電設備から電気を調達する場合は，原則として，契約者または特定送配電事業者との間で発電量調整供給契約を締結し，特例発電バランシンググループを設定していただきます。この場合，契約者が締結する特定契約に係る再生可能エネルギー発電設備，特定送配電事業者が締結する特定契約に係る再生可能エネルギー発電設備および当社との再生可能エネルギー電気卸供給契約に係る再生可能エネルギー発電設備は，同一のバランシンググループに属することはできないものといたします。
(2) (1)により発電量調整供給契約を締結する場合において，発電量調整供給契約（発電者から電気を受電する場合に限ります。）の申込みに先立ち，契約者（当社と再生可能エネルギー電気卸供給契約を締結する契約者を除きます。）または特定送配電事業者は，受電地点特定番号を明らかにして，申込書（当社所定の様式によります。）により，受電側接続検討の申込みをしていただきます。	(2) (1)により発電量調整供給契約を締結する場合において，発電量調整供給契約（発電者から電気を受電する場合に限ります。）の申込みに先だち，契約者（当社と再生可能エネルギー電気卸供給契約を締結する契約者を除きます。）または特定送配電事業者は，受電地点特定番号を明らかにして，申込書（当社所定の様式によります。）により，受電側接続検討の申込みをしていただきます。
(3) (1)により発電量調整供給契約を締結する場合において，発電者が特定契約を締結する電気事業者の変更を希望され，または契約者が当社もしくは特定送配電事業者との再生可能エネルギー電気卸供給契約の変更を希望されることにともない当該発電者に係る発電量調整供給契約を変更するときは，当社は，52（契約の変更）(3)に準じて契約を変更していただくことがあります。	(3) (1)により発電量調整供給契約を締結する場合において，発電者が特定契約を締結する電気事業者の変更を希望され，または契約者が当社もしくは特定送配電事業者との再生可能エネルギー電気卸供給契約の変更を希望されることにともない当該発電者に係る発電量調整供給契約を変更するときは，当社は，52（契約の変更）(3)に準じて契約を変更していただくことがあります。
(4) (1)により発電量調整供給契約を締結する場合において，契約者が特定送配電事業者と再生可能エネルギー電気卸供給契約を締結し，指定した再生可能エネルギー発電設備から電気を調達することを希望されるときは，契約者は，当社が受電地点において発電量調整供給を行なう際に必要となる事項について，特定送配電事業者が当社に通知する旨を承諾した文書を提出していただきます。	(4) (1)により発電量調整供給契約を締結する場合において，契約者が特定送配電事業者と再生可能エネルギー電気卸供給契約を締結し，指定した再生可能エネルギー発電設備から電気を調達することを希望されるときは，契約者は，当社が受電地点において発電量調整供給を行なう際に必要となる事項について，特定送配電事業者が当社に通知する旨を承諾した文書を提出していただきます。
(5) (1)により発電量調整供給契約を締結する場合において，契約者（特定送配電事業者が契約者となる場合を除きます。）が希望されるときは，契約者の指定する発電バランシンググループ（当該発電バランシンググループにおける特定契約が平成２８年４月１日以降に締結され，かつ，再生可能エネルギー特別措置法第２条第３項第５号に定めるバイオマスを電気に変換する認定発	(5) (1)により発電量調整供給契約を締結する場合において，契約者（特定送配電事業者が契約者となる場合を除きます。）が希望されるときは，契約者の指定する発電バランシンググループ（当該発電バランシンググループにおける特定契約が平成２８年４月１日以降に締結され，かつ，再生可能エネルギー特別措置法第２条第３項第５号に定めるバイオマスを電気に変換する認定発

託送供給等約款(2024.10.1 実施)	託送供給等約款(2025.4.1 実施)
電設備〔以下「バイオマス発電設備」といいます。〕であって化石燃料を混焼するもの〔再生可能エネルギー特別措置法施行規則第１４条第８号ニに定める地域資源バイオマス発電設備を除きます。〕であるときを除きます。）に係る料金および必要となるその他の供給条件は次のとおりといたします。	電設備〔以下「バイオマス発電設備」といいます。〕であって化石燃料を混焼するもの〔再生可能エネルギー特別措置法施行規則第１４条第８号ニに定める地域資源バイオマス発電設備を除きます。〕であるときを除きます。）に係る料金および必要となるその他の供給条件は次のとおりといたします。
イ　８（契約の要件）(2)イは，適用いたしません。	イ　８（契約の要件）(2)イは，適用いたしません。
ロ　発電量調整供給に係る料金は，18（料金）(2)にかかわらず，18（料金）(2)に定める料金，ホにより算定されるインバランスリスク料および再生可能エネルギー予測誤差対応調整力確保料といたします。ただし，契約者が当社と再生可能エネルギー電気卸供給契約を締結し，指定した再生可能エネルギー発電設備から電気を調達する場合は，インバランスリスク料および再生可能エネルギー予測誤差対応調整力確保料は申し受けません。	ロ　発電量調整供給に係る料金は，18（料金）(2)にかかわらず，18（料金）(2)に定める料金，ホにより算定されるインバランスリスク料および再生可能エネルギー予測誤差対応調整力確保料といたします。ただし，契約者が当社と再生可能エネルギー電気卸供給契約を締結し，指定した再生可能エネルギー発電設備から電気を調達する場合は，インバランスリスク料および再生可能エネルギー予測誤差対応調整力確保料は申し受けません。
ハ　特例発電バランシンググループに係る発電量調整供給の料金単価は，23（発電量調整受電計画差対応電力）(2)イ(ハ)およびロ(ハ)にかかわらず，託送供給等約款料金算定規則第２９条（卸電力取引所が公表する額に限ります。）にもとづき，３０分ごとに算定される金額といたします。 ただし，契約者が特定契約を締結している場合の特例発電バランシンググループに係る発電量調整供給の料金単価は，23（発電量調整受電計画差対応電力）(2)イ(ハ)およびロ(ハ)にかかわらず，託送供給等約款料金算定規則附則第３条（卸電力取引所が公表する額に限ります。）にもとづき，３０分ごとに算定される金額といたします。 この場合，23（発電量調整受電計画差対応電力）(2)イ(ロ)およびロ(ロ)にかかわらず，発電量調整受電計画差対応補給電力料金は，特例発電バランシンググループに係る発電量調整供給およびその他の発電バランシンググループに係る発電量調整供給について，それぞれ 23（発電量調整受電計画差対応電力）(2)イ(ロ)に準じて算定したものの合計とし，発電量調整受電計画差対応余剰電力料金は，特例発電バランシンググループに係る発電量調整供給およびその他の発電バランシンググループに係る発電量調整供給について，それぞれ 23（発電量調整受電計画差対応電力）(2)ロ(ロ)に準じて算定したものの合計といたします。	ハ　特例発電バランシンググループに係る発電量調整供給の料金単価は，23（発電量調整受電計画差対応電力）(2)イ(ハ)およびロ(ハ)にかかわらず，託送供給等約款料金算定規則第２９条（卸電力取引所が公表する額に限ります。）にもとづき，３０分ごとに算定される金額といたします。 ただし，契約者が特定契約を締結している場合の特例発電バランシンググループに係る発電量調整供給の料金単価は，23（発電量調整受電計画差対応電力）(2)イ(ハ)およびロ(ハ)にかかわらず，託送供給等約款料金算定規則附則第３条（卸電力取引所が公表する額に限ります。）にもとづき，３０分ごとに算定される金額といたします。 この場合，23（発電量調整受電計画差対応電力）(2)イ(ロ)およびロ(ロ)にかかわらず，発電量調整受電計画差対応補給電力料金は，特例発電バランシンググループに係る発電量調整供給およびその他の発電バランシンググループに係る発電量調整供給について，それぞれ 23（発電量調整受電計画差対応電力）(2)イ(ロ)に準じて算定したものの合計とし，発電量調整受電計画差対応余剰電力料金は，特例発電バランシンググループに係る発電量調整供給およびその他の発電バランシンググループに係る発電量調整供給について，それぞれ 23（発電量調整受電計画差対応電力）(2)ロ(ロ)に準じて算定したものの合計といたします。
ニ　特例発電バランシンググループに係る給電指令時補給電力料金単価は，26（給電指令時補給電力）(2)ニにかかわらず，託送供給等約款料金算定規則第２９条（卸電力取引所が公表する額に限ります。）にもとづき，３０分ごとに算定される金額といたします。 なお，契約者が特定契約を締結している場合の特例発電バランシンググループに係る給電指令時補給電力料金単価は，26（給電指令時補給電力）	ニ　特例発電バランシンググループに係る給電指令時補給電力料金単価は，26（給電指令時補給電力）(2)ニにかかわらず，託送供給等約款料金算定規則第２９条（卸電力取引所が公表する額に限ります。）にもとづき，３０分ごとに算定される金額といたします。 なお，契約者が特定契約を締結している場合の特例発電バランシンググループに係る給電指令時補給電力料金単価は，26（給電指令時補給電力）

託送供給等約款(2024.10.1 実施)	託送供給等約款(2025.4.1 実施)
(2)ニにかかわらず，託送供給等約款料金算定規則附則第３条（卸電力取引所が公表する額に限ります。）にもとづき，３０分ごとに算定される金額といたします。ただし，40（給電指令の実施等）(2) ホの場合で，ノンファーム電源に対して出力の抑制を実施したときの給電指令時補給電力料金単価は，40（給電指令の実施等）(5)により補給される電気を使用されているときの翌日取引を行なうための卸電力取引市場における３０分ごとの売買取引の価格（売買取引に係る電力の受渡しが連系設備の送電容量等による制限を受けるものとして当社の供給区域において売買取引を行なうものに限ります。）に消費税等相当額を加えた金額とし，当社が３０分ごとに設定するものといたします。 この場合，26（給電指令時補給電力）(2)ロにかかわらず，給電指令時補給電力料金は，特例発電バランシンググループに係る補給およびその他の発電バランシンググループに係る補給について，それぞれ 26（給電指令時補給電力）(2)ロに準じて算定したものの合計といたします。	(2)ニにかかわらず，託送供給等約款料金算定規則附則第３条（卸電力取引所が公表する額に限ります。）にもとづき，３０分ごとに算定される金額といたします。ただし，40（給電指令の実施等）(2) ホの場合で，ノンファーム電源に対して出力の抑制を実施したときの給電指令時補給電力料金単価は，40（給電指令の実施等）(5)により補給される電気を使用されているときの翌日取引を行なうための卸電力取引市場における３０分ごとの売買取引の価格（売買取引に係る電力の受渡しが連系設備の送電容量等による制限を受けるものとして当社の供給区域において売買取引を行なうものに限ります。）に消費税等相当額を加えた金額とし，当社が３０分ごとに設定するものといたします。 この場合，26（給電指令時補給電力）(2)ロにかかわらず，給電指令時補給電力料金は，特例発電バランシンググループに係る補給およびその他の発電バランシンググループに係る補給について，それぞれ 26（給電指令時補給電力）(2)ロに準じて算定したものの合計といたします。
ホ　インバランスリスク料は，特例発電バランシンググループにおける３０分ごとの発電量調整受電電力量にインバランスリスク単価を適用してえられる金額のその１月の合計（合計額が負となる場合は零といたします。）といたします。また，再生可能エネルギー予測誤差対応調整力確保料は，特例発電バランシンググループにおける３０分ごとの発電量調整受電電力量に，再生可能エネルギー予測誤差対応単価（再生可能エネルギー特別措置法施行規則に定める再生可能エネルギー予測誤差対応調整力確保に係る単価をいいます。）を適用してえられる金額のその１月の合計といたします。	ホ　インバランスリスク料は，特例発電バランシンググループにおける３０分ごとの発電量調整受電電力量にインバランスリスク単価を適用してえられる金額のその１月の合計（合計額が負となる場合は零といたします。）といたします。また，再生可能エネルギー予測誤差対応調整力確保料は，特例発電バランシンググループにおける３０分ごとの発電量調整受電電力量に，再生可能エネルギー予測誤差対応単価（再生可能エネルギー特別措置法施行規則に定める再生可能エネルギー予測誤差対応調整力確保に係る単価をいいます。）を適用してえられる金額のその１月の合計といたします。
ヘ　インバランスリスク料および再生可能エネルギー予測誤差対応調整力確保料について必要となるその他の事項については，発電量調整受電計画差対応補給電力料金に準じて次の各項によるものといたします。 (ｲ)29（料金の算定期間） (ﾛ)33（料金の算定） (ﾊ)34（支払義務の発生および支払期日） (ﾆ)35（料金その他の支払方法） (ﾎ)36（保証金） (ﾍ)49（違約金） (ﾄ)56（解約等）	ヘ　インバランスリスク料および再生可能エネルギー予測誤差対応調整力確保料について必要となるその他の事項については，発電量調整受電計画差対応補給電力料金に準じて次の各項によるものといたします。 (ｲ)29（料金の算定期間） (ﾛ)33（料金の算定） (ﾊ)34（支払義務の発生および支払期日） (ﾆ)35（料金その他の支払方法） (ﾎ)36（保証金） (ﾍ)49（違約金） (ﾄ)56（解約等）
ト　当社は，３０分ごとの契約者が締結する特定契約または当社もしくは特定送配電事業者との再生可能エネルギー電気卸供給契約に係る発電量調整受電計画電力量を決定し，原則として発電量調整供給実施日の前々日の午	ト　当社は，３０分ごとの契約者が締結する特定契約または当社もしくは特定送配電事業者との再生可能エネルギー電気卸供給契約に係る発電量調整受電計画電力量を決定し，原則として発電量調整供給実施日の前々日の午

託送供給等約款(2024.10.1 実施)	託送供給等約款(2025.4.1 実施)
後４時までに契約者に通知いたします。 また，当社は，当該発電量調整受電計画電力量の見直しを行ない，変更後の発電量調整受電計画電力量を決定し，原則として発電量調整供給実施日の前日午前６時までに契約者に再通知いたします。 なお，契約者は，必要に応じて発電量調整受電計画電力量の決定に必要となる事項に関する文書を当社に提出していただきます。	後４時までに契約者に通知いたします。 また，当社は，当該発電量調整受電計画電力量の見直しを行ない，変更後の発電量調整受電計画電力量を決定し，原則として発電量調整供給実施日の前日午前６時までに契約者に再通知いたします。 なお，契約者は，必要に応じて発電量調整受電計画電力量の決定に必要となる事項に関する文書を当社に提出していただきます。
チ　ローカル系統における電気の潮流が系統安定度等にもとづき算定される運用可能な容量を超過し，または超過するおそれがある場合で，当社がノンファーム電源の出力の抑制に係る通知を発電者または契約者に行なったときは，トにかかわらず，契約者は，発電量調整受電計画電力量の見直しを行なっていただきます。	チ　ローカル系統における電気の潮流が系統安定度等にもとづき算定される運用可能な容量を超過し，または超過するおそれがある場合で，当社がノンファーム電源の出力の抑制に係る通知を発電者または契約者に行なったときは，トにかかわらず，契約者は，発電量調整受電計画電力量の見直しを行なっていただきます。
リ　契約者は，発電量調整供給の実施に先だち，変更後の発電量調整受電計画電力量にもとづき発電計画を所定の様式により電力広域的運営推進機関を通じて当社に通知していただきます。	リ　契約者は，発電量調整供給の実施に先だち，変更後の発電量調整受電計画電力量にもとづき発電計画を所定の様式により電力広域的運営推進機関を通じて当社に通知していただきます。
ヌ　リで定めた計画を変更する必要が生じた場合には，すみやかに当社に通知していただきます。	ヌ　リで定めた計画を変更する必要が生じた場合には，すみやかに当社に通知していただきます。
ル　この料金その他の供給条件の適用を開始した後１年間はこの料金その他の供給条件の適用を継続していただきます。また，この料金その他の供給条件の適用を終了した後１年間はこの料金その他の供給条件を適用いたしません。	ル　この料金その他の供給条件の適用を開始した後１年間はこの料金その他の供給条件の適用を継続していただきます。また，この料金その他の供給条件の適用を終了した後１年間はこの料金その他の供給条件を適用いたしません。
(6) (1)により発電量調整供給契約を締結する場合において，契約者が当社と再生可能エネルギー電気卸供給契約を締結し，指定した再生可能エネルギー発電設備から電気を調達するときは，契約者の指定する発電バランシンググループ（(5)において，契約者が希望される場合を除きます。）に係る料金および必要となるその他の供給条件は次のとおりといたします。	(6) (1)により発電量調整供給契約を締結する場合において，契約者が当社と再生可能エネルギー電気卸供給契約を締結し，指定した再生可能エネルギー発電設備から電気を調達するときは，契約者の指定する発電バランシンググループ（(5)において，契約者が希望される場合を除きます。）に係る料金および必要となるその他の供給条件は次のとおりといたします。
イ　発電量調整供給に係る料金は，18（料金）(2)にかかわらず，18（料金）(2)に定める料金およびロにより算定されるインバランスリスク料といたします。	イ　発電量調整供給に係る料金は，18（料金）(2)にかかわらず，18（料金）(2)に定める料金およびロにより算定されるインバランスリスク料といたします。
ロ　インバランスリスク料は，特例発電バランシンググループにおける３０分ごとの発電量調整受電電力量にインバランスリスク単価を適用してえられる金額のその１月の合計（合計額が負となる場合は零といたします。）といたします。	ロ　インバランスリスク料は，特例発電バランシンググループにおける３０分ごとの発電量調整受電電力量にインバランスリスク単価を適用してえられる金額のその１月の合計（合計額が負となる場合は零といたします。）といたします。
ハ　インバランスリスク料について必要となるその他の事項については，発電量調整受電計画差対応余剰電力料金に準じて次の各項によるものといたします。	ハ　インバランスリスク料について必要となるその他の事項については，発電量調整受電計画差対応余剰電力料金に準じて次の各項によるものといたします。

託送供給等約款(2024.10.1 実施)	託送供給等約款(2025.4.1 実施)
(ｲ) 29（料金の算定期間） (ﾛ) 33（料金の算定） (ﾊ) 34（支払義務の発生および支払期日） (ﾆ) 35（料金その他の支払方法）	(ｲ) 29（料金の算定期間） (ﾛ) 33（料金の算定） (ﾊ) 34（支払義務の発生および支払期日） (ﾆ) 35（料金その他の支払方法）
(7) (1)により発電量調整供給契約を締結する発電場所（低圧で受電する場合に限ります。）において，イに該当する複数の発電設備等（各発電設備等の出力が１０キロワット未満の場合に限ります。また，特定送配電事業者が特定契約を締結する再生可能エネルギー発電設備を除きます。）を使用する発電場所で，契約者または発電契約者から適用の申出がある場合は，当分の間，必要となるその他の供給条件は，ロからホのとおりといたします。	(7) (1)により発電量調整供給契約を締結する発電場所（低圧で受電する場合に限ります。）において，イに該当する複数の発電設備等（各発電設備等の出力が１０キロワット未満の場合に限ります。また，特定送配電事業者が特定契約を締結する再生可能エネルギー発電設備を除きます。）を使用する発電場所で，契約者または発電契約者から適用の申出がある場合は，当分の間，必要となるその他の供給条件は，ロからホのとおりといたします。
イ　適用 次のいずれかに該当する場合に適用いたします。 (ｲ) 特定契約に係る再生可能エネルギー発電設備とそれ以外の発電設備等を設置する発電場所で，特定契約に係る再生可能エネルギー発電設備以外の電気を発電契約者が受電する場合 (ﾛ) 特定契約に係る再生可能エネルギー発電設備を複数設置する発電場所で，契約者が特定契約を締結する再生可能エネルギー発電設備と当社が特定契約を締結する再生可能エネルギー発電設備が混在する場合または当社の再生可能エネルギー電気卸供給約款にもとづき指定した再生可能エネルギー発電設備から電気を調達する場合	イ　適用 次のいずれかに該当する場合に適用いたします。 (ｲ) 特定契約に係る再生可能エネルギー発電設備とそれ以外の発電設備等を設置する発電場所で，特定契約に係る再生可能エネルギー発電設備以外の電気を発電契約者が受電する場合 (ﾛ) 特定契約に係る再生可能エネルギー発電設備を複数設置する発電場所で，契約者が特定契約を締結する再生可能エネルギー発電設備と当社が特定契約を締結する再生可能エネルギー発電設備が混在する場合または当社の再生可能エネルギー電気卸供給約款にもとづき指定した再生可能エネルギー発電設備から電気を調達する場合
ロ　供給および契約の単位 当社は，15（供給および契約の単位）(1)にかかわらず，１発電場所について１系統連系受電サービスを適用（当社が特定契約を締結している場合〔発電契約者が発電者との間で電力受給に関する契約を締結している場合を除きます。〕を除きます。）し，１電気方式，１引込，２計量をもって発電量調整供給を行ないます。この場合，当該発電場所に係る発電バランシンググループは，計量区分ごとに発電バランシンググループを設定していただきます。	ロ　供給および契約の単位 当社は，15（供給および契約の単位）(1)にかかわらず，１発電場所について１系統連系受電サービスを適用（当社が特定契約を締結している場合〔発電契約者が発電者との間で電力受給に関する契約を締結している場合を除きます。〕を除きます。）し，１電気方式，１引込，２計量をもって発電量調整供給を行ないます。この場合，当該発電場所に係る発電バランシンググループは，計量区分ごとに発電バランシンググループを設定していただきます。
ハ　計量 当社は，30（計量）(1)にかかわらず，発電量調整受電電力量は，受電地点ごとに取り付けた記録型計量器および複数の発電設備等を区分するために取り付けた記録型計量器により，受電電圧と同位の電圧で，３０分単位で計量いたします。また，受電地点に取り付けた記録型計量器で計量された電力量と複数の発電設備等を区分するために取り付けた記録型計量器で計量された電力量の差し引きにより，３０分ごとに，発電バランシンググ	ハ　計量 当社は，30（計量）(1)にかかわらず，発電量調整受電電力量は，受電地点ごとに取り付けた記録型計量器および複数の発電設備等を区分するために取り付けた記録型計量器により，受電電圧と同位の電圧で，３０分単位で計量いたします。また，受電地点に取り付けた記録型計量器で計量された電力量と複数の発電設備等を区分するために取り付けた記録型計量器で計量された電力量の差し引きにより，３０分ごとに，発電バランシンググ

託送供給等約款(2024.10.1 実施)	託送供給等約款(2025.4.1 実施)
ループごとに，電力量を仕訳いたします。この場合，31（電力および電力量の算定）の電力および電力量の算定上，仕訳後の電力量を受電地点で計量された電力量とみなします。	ループごとに，電力量を仕訳いたします。この場合，31（電力および電力量の算定）の電力および電力量の算定上，仕訳後の電力量を受電地点で計量された電力量とみなします。
ニ　38（託送供給等の実施）(3)へは，適用いたしません。	ニ　38（託送供給等の実施）(3)へは，適用いたしません。
ホ　イの適用を廃止しようとされる場合またはイの適用に該当しなくなった場合は，当該発電場所に係る取扱いを終了させるための適当な処置を行ないます。 なお，必要に応じて契約者，発電契約者および発電者に協力していただきます。	ホ　イの適用を廃止しようとされる場合またはイの適用に該当しなくなった場合は，当該発電場所に係る取扱いを終了させるための適当な処置を行ないます。 なお，必要に応じて契約者，発電契約者および発電者に協力していただきます。
(8) 契約者が化石燃料を混焼するバイオマス発電設備から契約者が締結する特定契約に係る電気を受電する場合，当該バイオマス発電設備に係る発電量調整受電電力量は，次のとおりといたします。	(8) 契約者が化石燃料を混焼するバイオマス発電設備から契約者が締結する特定契約に係る電気を受電する場合，当該バイオマス発電設備に係る発電量調整受電電力量は，次のとおりといたします。
イ　特例発電バランシンググループに係る発電量調整受電電力量は，当該バイオマス発電設備の受電地点で３０分ごとに計量された電力量に，当該バイオマス発電設備のバイオマス比率（発電によりえられる電気の量に占めるバイオマスを変換してえられる電気の量の割合をいい，特定契約の料金の算定期間ごとに算定される値といたします。）を乗じてえた値とし，３０分ごとに算定いたします。	イ　特例発電バランシンググループに係る発電量調整受電電力量は，当該バイオマス発電設備の受電地点で３０分ごとに計量された電力量に，当該バイオマス発電設備のバイオマス比率（発電によりえられる電気の量に占めるバイオマスを変換してえられる電気の量の割合をいい，特定契約の料金の算定期間ごとに算定される値といたします。）を乗じてえた値とし，３０分ごとに算定いたします。
ロ　契約者は，当該バイオマス発電設備の受電地点において他の特例発電バランシンググループに係る発電量調整供給契約等と同一計量する場合は，イの電力量の仕訳に係る順位を，38（託送供給等の実施）(3)へに準じて電力広域的運営推進機関を通じて当社に通知していただきます。	ロ　契約者は，当該バイオマス発電設備の受電地点において他の特例発電バランシンググループに係る発電量調整供給契約等と同一計量する場合は，イの電力量の仕訳に係る順位を，38（託送供給等の実施）(3)へに準じて電力広域的運営推進機関を通じて当社に通知していただきます。
ハ　イのバイオマス比率は，算定後すみやかに契約者から当社に通知していただきます。この場合，当社は，必要に応じて，バイオマス比率の算定根拠に関する文書を契約者から提出していただきます。	ハ　イのバイオマス比率は，算定後すみやかに契約者から当社に通知していただきます。この場合，当社は，必要に応じて，バイオマス比率の算定根拠に関する文書を契約者から提出していただきます。
ニ　特例発電バランシンググループと同一計量する発電バランシンググループに係る発電量調整受電電力量は，当該バイオマス発電設備の受電地点で計量された３０分ごとの電力量からイおよびロにより算定された特例発電バランシンググループに係る３０分ごとの発電量調整受電電力量を差し引いた値にもとづき，本則に準じて算定いたします。	ニ　特例発電バランシンググループと同一計量する発電バランシンググループに係る発電量調整受電電力量は，当該バイオマス発電設備の受電地点で計量された３０分ごとの電力量からイおよびロにより算定された特例発電バランシンググループに係る３０分ごとの発電量調整受電電力量を差し引いた値にもとづき，本則に準じて算定いたします。
(9) その他の事項については，発電契約者および発電者の場合に準ずるものといたします。	(9) その他の事項については，発電契約者および発電者の場合に準ずるものといたします。
５　離島についての特別措置	**５　離島についての特別措置**
(1) 系統連系受電サービス料金	(1) 系統連系受電サービス料金

託送供給等約款(2024.10.1 実施)	託送供給等約款(2025.4.1 実施)
電気事業法第２条第１項第８号イに定める離島（以下「離島」といいます。）における系統連系受電サービス~~料金~~の基本料金は，22（系統連系受電サービス）(3)イにかかわらず，次のとおりといたします。	電気事業法第２条第１項第８号イに定める離島（以下「離島」といいます。）における系統連系受電サービスの基本料金は，22（系統連系受電サービス）(3)イにかかわらず，次のとおりといたします。
系統連系受電課金対象電力１ｷﾛﾜｯﾄにつき　８８円６８銭	系統連系受電課金対象電力１ｷﾛﾜｯﾄにつき　８８円６８銭
(2) 発電量調整受電計画差対応補給電力料金単価等 離島における発電量調整受電計画差対応補給電力料金単価，接続対象計画差対応補給電力料金単価，需要抑制量調整受電計画差対応補給電力料金単価または給電指令時補給電力料金単価については，23（発電量調整受電計画差対応電力）(2)イ(ﾊ)，24（接続対象計画差対応電力）(2)イ(ﾊ)，25（需要抑制量調整受電計画差対応電力）(2)イ(ﾊ)，26（給電指令時補給電力）(1)ニまたは(2)ニにかかわらず，次のとおりといたします。	(2) 発電量調整受電計画差対応補給電力料金単価等 離島における発電量調整受電計画差対応補給電力料金単価，接続対象計画差対応補給電力料金単価，需要抑制量調整受電計画差対応補給電力料金単価または給電指令時補給電力料金単価については，23（発電量調整受電計画差対応電力）(2)イ(ﾊ)，24（接続対象計画差対応電力）(2)イ(ﾊ)，25（需要抑制量調整受電計画差対応電力）(2)イ(ﾊ)，26（給電指令時補給電力）(1)ニまたは(2)ニにかかわらず，次のとおりといたします。
１ｷﾛﾜｯﾄ時につき　３１１円２０銭	１ｷﾛﾜｯﾄ時につき　３１１円２０銭
(3) 発電量調整受電計画差対応余剰電力料金単価等 離島における発電量調整受電計画差対応余剰電力料金単価，接続対象計画差対応余剰電力料金単価または需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力料金単価については，23（発電量調整受電計画差対応電力）(2)ロ(ﾊ)，24（接続対象計画差対応電力）(2)ロ(ﾊ)または 25（需要抑制量調整受電計画差対応電力）(2)ロ(ﾊ)にかかわらず，次のとおりといたします。	(3) 発電量調整受電計画差対応余剰電力料金単価等 離島における発電量調整受電計画差対応余剰電力料金単価，接続対象計画差対応余剰電力料金単価または需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力料金単価については，23（発電量調整受電計画差対応電力）(2)ロ(ﾊ)，24（接続対象計画差対応電力）(2)ロ(ﾊ)または 25（需要抑制量調整受電計画差対応電力）(2)ロ(ﾊ)にかかわらず，次のとおりといたします。
１ｷﾛﾜｯﾄ時につき　１６円４０銭	１ｷﾛﾜｯﾄ時につき　１６円４０銭
９　損害賠償の免責についての特別措置（再生可能エネルギー発電設備） 発電者が再生可能エネルギー特別措置法附則第４条第１項に定める旧特定供給者に該当する場合で，40（給電指令の実施等）によって発電者の発電を制限し，または中止したことにより，発電者が損害（再生可能エネルギー特別措置法施行規則第１４条第８号トにおいて特定契約申込者が補償を求めることができるとされている場合の損害に限ります。）を受けたときは，50（損害賠償の免責）(2)にかかわらず，発電契約者の求めに応じ，当社は，当該損害について，再生可能エネルギー特別措置法施行規則第１４条第８号トに定める額を限度として，補償するものといたします。 なお，当社は，同一の原因により発電契約者または発電者の受けた当該損害	**９　損害賠償の免責についての特別措置（再生可能エネルギー発電設備）** 発電者が再生可能エネルギー特別措置法附則第４条第１項に定める旧特定供給者に該当する場合で，40（給電指令の実施等）によって発電者の発電<u>もしくは放電</u>を制限し，または中止したことにより，発電者が損害（再生可能エネルギー特別措置法施行規則第１４条第８号トにおいて特定契約申込者が補償を求めることができるとされている場合の損害に限ります。）を受けたときは，50（損害賠償の免責）(2)にかかわらず，発電契約者の求めに応じ，当社は，当該損害について，再生可能エネルギー特別措置法施行規則第１４条第８号トに定める額を限度として，補償するものといたします。 なお，当社は，同一の原因により発電契約者または発電者の受けた当該損害

託送供給等約款(2024.10.1 実施)	託送供給等約款(2025.4.1 実施)
について，賠償の責めを負いません。	について，賠償の責めを負いません。
10　軽負荷期等における電気の使用に係る特別措置	**10　軽負荷期等における電気の使用に係る特別措置**
(1) 需要者の発電設備の停止または出力の抑制により生じた不足電力の補給にあてるための電気を使用される場合における特別措置 イに定める適用範囲に該当する接続供給契約で，あらかじめ契約者からこの特別措置の適用の申出がある場合の料金および必要となるその他の供給条件は，当分の間，次のとおりといたします。	(1) 需要者の発電設備の停止または出力の抑制により生じた不足電力の補給にあてるための電気を使用される場合における特別措置 イに定める適用範囲に該当する接続供給契約で，あらかじめ契約者からこの特別措置の適用の申出がある場合の料金および必要となるその他の供給条件は，当分の間，次のとおりといたします。
イ　適用範囲 契約者が次の時間帯に，19（接続送電サービス）(2)ニによって接続送電サービス契約電力を定める供給地点において，需要者の発電設備の停止または出力の抑制により生じた不足電力の補給にあてるための電気を使用する場合に適用いたします。 (ｲ) 軽負荷期（毎年４月１日から６月３０日までの期間をいいます。）における土曜日，日曜日，「国民の祝日に関する法律」に規定する休日，５月１日および５月２日の午前８時から午後４時までの時間 (ﾛ)再生可能エネルギー発電設備出力抑制対象時間（当社が再生可能エネルギー発電設備の出力抑制の可能性または出力抑制の要請を公表した場合における当該出力抑制の対象となる時間帯をいいます。）	イ　適用範囲 契約者が次の時間帯に，19（接続送電サービス）(2)ニによって接続送電サービス契約電力を定める供給地点において，需要者の発電設備の停止または出力の抑制により生じた不足電力の補給にあてるための電気を使用する場合に適用いたします。 (ｲ) 軽負荷期（毎年４月１日から６月３０日までの期間をいいます。）における土曜日，日曜日，「国民の祝日に関する法律」に規定する休日，５月１日および５月２日の午前８時から午後４時までの時間 (ﾛ)再生可能エネルギー発電設備出力抑制対象時間（当社が再生可能エネルギー発電設備の出力抑制の可能性または出力抑制の要請を公表した場合における当該出力抑制の対象となる時間帯をいいます。）
ロ　特別措置の適用申込みおよび使用の申出 (ｲ)契約者は，この特別措置の適用を希望する供給地点に係る事項（需要者の名称，需要場所〔供給地点特定番号を含みます。〕）を明らかにして，当社所定の様式により，申込みをしていただきます。 (ﾛ)原則として，当社が指定する期限までに，使用の申出をしていただきます。 (ﾊ)15（供給および契約の単位）(2)ロによって当社が分割接続供給を行なう場合で，この特別措置の適用を希望され，需要者の発電設備の停止または出力の抑制により生じた不足電力の補給にあてるための電気を使用されるときは，あらかじめ双方の契約者で協議のうえ，(ｲ)および(ﾛ)に準じて，申込みおよび申出をしていただきます。	ロ　特別措置の適用申込みおよび使用の申出 (ｲ)契約者は，この特別措置の適用を希望する供給地点に係る事項（需要者の名称，需要場所〔供給地点特定番号を含みます。〕）を明らかにして，当社所定の様式により，申込みをしていただきます。 (ﾛ)原則として，当社が指定する期限までに，使用の申出をしていただきます。 (ﾊ)15（供給および契約の単位）(2)ロによって当社が分割接続供給を行なう場合で，この特別措置の適用を希望され，需要者の発電設備の停止または出力の抑制により生じた不足電力の補給にあてるための電気を使用されるときは，あらかじめ双方の契約者で協議のうえ，(ｲ)および(ﾛ)に準じて，申込みおよび申出をしていただきます。
ハ　接続送電サービス契約電力 接続送電サービス契約電力は，19（接続送電サービス）(2)ニによって定めた値といたします。 なお，19（接続送電サービス）(2)ニの不足電力の補給にあてるための電気の供給分以外の供給分の算定上，この特別措置により電気を使用された	ハ　接続送電サービス契約電力 接続送電サービス契約電力は，19（接続送電サービス）(2)ニによって定めた値といたします。 なお，19（接続送電サービス）(2)ニの不足電力の補給にあてるための電気の供給分以外の供給分の算定上，この特別措置により電気を使用された

託送供給等約款(2024.10.1 実施)	託送供給等約款(2025.4.1 実施)
その１月の最大需要電力等は，その１月の最大需要電力等から 19（接続送電サービス）(2)ニの契約者と当社との協議によって定めた値を差し引いたものといたします。	その１月の最大需要電力等は，その１月の最大需要電力等から 19（接続送電サービス）(2)ニの契約者と当社との協議によって定めた値を差し引いたものといたします。
ニ　接続送電サービス料金 この特別措置により電気を使用したときの基本料金は，19（接続送電サービス）(3)ロ(ｲ) c (a)，(ﾛ) c (a)，ハ(ｲ) c (a)または(ﾛ) c (a)における需要者の発電設備の検査，補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気をまったく使用しないときに準じて算定いたします。ただし，その１月にこの特別措置により電気を使用し，かつ，需要者の発電設備の検査，補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気を使用したときの基本料金は，19（接続送電サービス）(3)ロ(ｲ) c (a)，(ﾛ) c (a)，ハ(ｲ) c (a)または(ﾛ) c (a)に準じて算定いたします。	ニ　接続送電サービス料金 この特別措置により電気を使用したときの基本料金は，19（接続送電サービス）(3)ロ(ｲ) c (a)，(ﾛ) c (a)，ハ(ｲ) c (a)または(ﾛ) c (a)における需要者の発電設備の検査，補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気をまったく使用しないときに準じて算定いたします。ただし，その１月にこの特別措置により電気を使用し，かつ，需要者の発電設備の検査，補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気を使用したときの基本料金は，19（接続送電サービス）(3)ロ(ｲ) c (a)，(ﾛ) c (a)，ハ(ｲ) c (a)または(ﾛ) c (a)に準じて算定いたします。
ホ　その他 (ｲ)当社は，契約者との間で，この特別措置の適用に必要となる事項について，別途覚書を締結することがあります。 (ﾛ) 当社は，電気の需給状況その他によってやむをえない場合には，この特別措置の適用をしないことがあります。	ホ　その他 (ｲ)当社は，契約者との間で，この特別措置の適用に必要となる事項について，別途覚書を締結することがあります。 (ﾛ) 当社は，電気の需給状況その他によってやむをえない場合には，この特別措置の適用をしないことがあります。
(2) １年を通じての最大需要電力等が負荷移行先時間に発生する場合の取扱いについての特別措置 イ　19（接続送電サービス）(4)の適用を受ける供給地点において，需要者が軽負荷期における土曜日の午前８時から午後４時までの時間または再生可能エネルギー発電設備出力抑制対象時間に負荷移行を行ない，１年を通じての最大需要電力等が負荷移行先時間（夜間時間，軽負荷期における土曜日の午前８時から午後４時までの時間および再生可能エネルギー発電設備出力抑制対象時間をいいます。）に発生する場合で，契約者と当社との協議が整ったときのその供給地点の各月の接続送電サービス料金は，当分の間，19（接続送電サービス）(4)にかかわらず，19（接続送電サービス）(3)によって算定された金額から(ｲ)によって算定されたピークシフト割引額を差し引いたものといたします。 (ｲ) ピークシフト割引額 ピークシフト割引額は，19（接続送電サービス）(4)イに準じて算定された金額といたします。この場合，19（接続送電サービス）(4)イにいうロのピークシフト電力は，(ﾛ) のピークシフト電力といたします。 (ﾛ) ピークシフト電力	(2) １年を通じての最大需要電力等が負荷移行先時間に発生する場合の取扱いについての特別措置 イ　19（接続送電サービス）(4)の適用を受ける供給地点において，需要者が軽負荷期における土曜日の午前８時から午後４時までの時間または再生可能エネルギー発電設備出力抑制対象時間に負荷移行を行ない，１年を通じての最大需要電力等が負荷移行先時間（夜間時間，軽負荷期における土曜日の午前８時から午後４時までの時間および再生可能エネルギー発電設備出力抑制対象時間をいいます。）に発生する場合で，契約者と当社との協議がととのったときのその供給地点の各月の接続送電サービス料金は，当分の間，19（接続送電サービス）(4)にかかわらず，19（接続送電サービス）(3)によって算定された金額から(ｲ)によって算定されたピークシフト割引額を差し引いたものといたします。 (ｲ) ピークシフト割引額 ピークシフト割引額は，19（接続送電サービス）(4)イに準じて算定された金額といたします。この場合，19（接続送電サービス）(4)イにいうロのピークシフト電力は，(ﾛ) のピークシフト電力といたします。 (ﾛ) ピークシフト電力

託送供給等約款(2024.10.1 実施)	託送供給等約款(2025.4.1 実施)
ピークシフト電力は，その需要者の接続送電サービス契約電力からその需要者の１年を通じての負荷移行元時間（負荷移行先時間以外の時間をいいます。）における接続供給電力の最大値を差し引いた値を上限として，負荷移行先時間に移行する負荷設備の容量（キロワット）等にもとづき，あらかじめ契約者と当社との協議によって定めます。	ピークシフト電力は，その需要者の接続送電サービス契約電力からその需要者の１年を通じての負荷移行元時間（負荷移行先時間以外の時間をいいます。）における接続供給電力の最大値を差し引いた値を上限として，負荷移行先時間に移行する負荷設備の容量（キロワット）等にもとづき，あらかじめ契約者と当社との協議によって定めます。
なお，分割接続供給の場合は，それぞれの契約者に係るピークシフト電力とあわせて，33（料金の算定）(12)にもとづき料金の調整を行なうために，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用したときのピークシフト電力を，あらかじめ双方の契約者と当社との協議によって定めます。	なお，分割接続供給の場合は，それぞれの契約者に係るピークシフト電力とあわせて，33（料金の算定）(12)にもとづき料金の調整を行なうために，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用したときのピークシフト電力を，あらかじめ双方の契約者と当社との協議によって定めます。
また，各月の負荷移行元時間における接続供給電力の最大値の実績等から，ピークシフト電力が不適当と認められる場合には，すみやかにピークシフト電力を適正なものに変更していただきます。	また，各月の負荷移行元時間における接続供給電力の最大値の実績等から，ピークシフト電力が不適当と認められる場合には，すみやかにピークシフト電力を適正なものに変更していただきます。
(ﾊ) １年を通じて負荷移行先時間に最大需要電力等が発生しないことが明らかになった場合等については，本取扱いの適用をただちに解消いたします。	(ﾊ) １年を通じて負荷移行先時間に最大需要電力等が発生しないことが明らかになった場合等については，本取扱いの適用をただちに解消いたします。
なお，それが 19（接続送電サービス）(4)の取扱い適用後１年に満たない場合は，既に適用したピークシフト割引額（19〔接続送電サービス〕(4)によって適用したピークシフト割引額を含みます。）の合計金額を本取扱いの適用が解消された月の接続送電サービス料金に加算したものをその月の接続送電サービス料金として算定いたします。	なお，それが 19（接続送電サービス）(4)の取扱い適用後１年に満たない場合は，既に適用したピークシフト割引額（19〔接続送電サービス〕(4)によって適用したピークシフト割引額を含みます。）の合計金額を本取扱いの適用が解消された月の接続送電サービス料金に加算したものをその月の接続送電サービス料金として算定いたします。
(ﾆ) この特別措置の適用にともない，19（接続送電サービス）(4)ハに該当する場合であっても，19（接続送電サービス）(4)ハに定める適用後１年に満たない場合の取扱いは適用いたしません。	(ﾆ) この特別措置の適用にともない，19（接続送電サービス）(4)ハに該当する場合であっても，19（接続送電サービス）(4)ハに定める適用後１年に満たない場合の取扱いは適用いたしません。
ロ　高圧または特別高圧で供給する場合で，需要者が負荷移行元時間から負荷移行先時間への負荷移行を行なった結果，１年を通じての最大需要電力等が負荷移行先時間に発生し，かつ，契約者が標準接続送電サービスまたは時間帯別接続送電サービスの適用を受け，契約者と当社との協議が整ったときのその供給地点の各月の接続送電サービス料金は，当分の間，19（接続送電サービス）(3)によって算定された金額から(ｲ)によって算定されたピークシフト割引額を差し引いたものといたします。	ロ　高圧または特別高圧で供給する場合で，需要者が負荷移行元時間から負荷移行先時間への負荷移行を行なった結果，１年を通じての最大需要電力等が負荷移行先時間に発生し，かつ，契約者が標準接続送電サービスまたは時間帯別接続送電サービスの適用を受け，契約者と当社との協議がととのったときのその供給地点の各月の接続送電サービス料金は，当分の間，19（接続送電サービス）(3)によって算定された金額から(ｲ)によって算定されたピークシフト割引額を差し引いたものといたします。
(ｲ) ピークシフト割引額	(ｲ) ピークシフト割引額
ピークシフト割引額は，19（接続送電サービス）(4)イに準じて算定された金額といたします。この場合，19（接続送電サービス）(4)イにいうロのピークシフト電力は，(ﾛ) のピークシフト電力といたします。	ピークシフト割引額は，19（接続送電サービス）(4)イに準じて算定された金額といたします。この場合，19（接続送電サービス）(4)イにいうロのピークシフト電力は，(ﾛ) のピークシフト電力といたします。

託送供給等約款(2024.10.1 実施)	託送供給等約款(2025.4.1 実施)
(ﾛ) ピークシフト電力 ピークシフト電力は，需要者の負荷移行により負荷移行元時間から負荷移行先時間に移行された増分電力をいい，その需要者の接続送電サービス契約電力からその需要者の１年を通じての負荷移行元時間における接続供給電力の最大値を差し引いた値を上限として，負荷移行先時間に移行する負荷設備の容量（キロワット）等にもとづき，あらかじめ契約者と当社との協議によって定めます。 なお，分割接続供給の場合は，それぞれの契約者に係るピークシフト電力とあわせて，33（料金の算定）(12)にもとづき料金の調整を行なうために，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用したときのピークシフト電力を，あらかじめ双方の契約者と当社との協議によって定めます。 また，各月の負荷移行元時間における接続供給電力の最大値の実績等から，ピークシフト電力が不適当と認められる場合には，すみやかにピークシフト電力を適正なものに変更していただきます。	(ﾛ) ピークシフト電力 ピークシフト電力は，需要者の負荷移行により負荷移行元時間から負荷移行先時間に移行された増分電力をいい，その需要者の接続送電サービス契約電力からその需要者の１年を通じての負荷移行元時間における接続供給電力の最大値を差し引いた値を上限として，負荷移行先時間に移行する負荷設備の容量（キロワット）等にもとづき，あらかじめ契約者と当社との協議によって定めます。 なお，分割接続供給の場合は，それぞれの契約者に係るピークシフト電力とあわせて，33（料金の算定）(12)にもとづき料金の調整を行なうために，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用したときのピークシフト電力を，あらかじめ双方の契約者と当社との協議によって定めます。 また，各月の負荷移行元時間における接続供給電力の最大値の実績等から，ピークシフト電力が不適当と認められる場合には，すみやかにピークシフト電力を適正なものに変更していただきます。
(ﾊ) １年を通じて負荷移行先時間に最大需要電力等が発生しないことが明らかになった場合等については，本取扱いの適用をただちに解消いたします。 なお，それが本取扱い適用後１年に満たない場合は，既に適用したピークシフト割引額の合計金額を本取扱いの適用が解消された月の接続送電サービス料金に加算したものをその月の接続送電サービス料金として算定いたします。	(ﾊ) １年を通じて負荷移行先時間に最大需要電力等が発生しないことが明らかになった場合等については，本取扱いの適用をただちに解消いたします。 なお，それが本取扱い適用後１年に満たない場合は，既に適用したピークシフト割引額の合計金額を本取扱いの適用が解消された月の接続送電サービス料金に加算したものをその月の接続送電サービス料金として算定いたします。
ハ　附則３（揚水発電設備等が設置された需要場所に接続供給を行なう場合の特別措置）の適用を受け，かつ，イまたはロの適用を受ける場合のピークシフト電力は，附則３（揚水発電設備等が設置された需要場所に接続供給を行なう場合の特別措置）(2)ロまたはイ(ﾛ)もしくはロ(ﾛ)にかかわらず，その需要者の接続送電サービス契約電力からその需要者の１年を通じての負荷移行元時間における接続供給電力の最大値を差し引いた値を上限として，負荷移行先時間に移行する負荷設備の容量（キロワット），揚水最大電力等およびその他最大電力等ならびに揚水等損失率等にもとづき，あらかじめ契約者と当社との協議によって定めます。 なお，分割接続供給の場合は，それぞれの契約者に係るピークシフト電力とあわせて，33（料金の算定）(12)にもとづき料金の調整を行なうために，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用したときのピークシフト電力を，あらかじめ双方の契約者と当社との協議によって定めます。	ハ　附則３（揚水発電設備等が設置された需要場所に接続供給を行なう場合の特別措置）の適用を受け，かつ，イまたはロの適用を受ける場合のピークシフト電力は，附則３（揚水発電設備等が設置された需要場所に接続供給を行なう場合の特別措置）(2)ロまたはイ(ﾛ)もしくはロ(ﾛ)にかかわらず，その需要者の接続送電サービス契約電力からその需要者の１年を通じての負荷移行元時間における接続供給電力の最大値を差し引いた値を上限として，負荷移行先時間に移行する負荷設備の容量（キロワット），揚水最大電力等およびその他最大電力等ならびに揚水等損失率等にもとづき，あらかじめ契約者と当社との協議によって定めます。 なお，分割接続供給の場合は，それぞれの契約者に係るピークシフト電力とあわせて，33（料金の算定）(12)にもとづき料金の調整を行なうために，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用したときのピークシフト電力を，あらかじめ双方の契約者と当社との協議によって定めます。

託送供給等約款(2024.10.1 実施)	託送供給等約款(2025.4.1 実施)
また，各月の負荷移行元時間における接続供給電力の最大値の実績等から，ピークシフト電力が不適当と認められる場合には，すみやかにピークシフト電力を適正なものに変更していただきます。	また，各月の負荷移行元時間における接続供給電力の最大値の実績等から，ピークシフト電力が不適当と認められる場合には，すみやかにピークシフト電力を適正なものに変更していただきます。
12　バランシンググループの設定に係る特別措置	**12　バランシンググループの設定に係る特別措置**
契約者，発電契約者または需要抑制契約者が配電事業者（当社供給区域内において事業を営むものに限ります。）の供給区域において配電事業者の託送供給等約款（電気事業法第２７条の１２の１１第１項にもとづき配電事業者が経済産業大臣に届け出たものをいい，電気事業法第２７条の１２の１１第２項ただし書にもとづき経済産業大臣の承認を受けた料金その他の供給条件を含みます。以下「配電事業者の約款」といいます。）により託送供給または電力量調整供給を受ける場合で，当該配電事業者の配電事業に係る業務の一部（発電量調整受電計画差対応電力，接続対象計画差対応電力および需要抑制量調整受電計画差対応電力の不足電力の補給または送電超過分電力もしくは抑制超過分電力の購入ならびに給電指令等により生じた不足電力の補給に係る業務といたします。）について，当該配電事業者と当社との間で受委託に関する契約を締結し，かつ，契約者，発電契約者または需要抑制契約者が当該配電事業者の供給区域における需要場所または発電場所（調整電源に該当する発電場所を除きます。）をこの約款で設定する需要バランシンググループ，発電バランシンググループまたは需要抑制バランシンググループに属することを希望されるときの料金および必要となるその他の供給条件は，当分の間，次のとおりといたします。	契約者，発電契約者または需要抑制契約者が配電事業者（当社供給区域内において事業を営むものに限ります。）の供給区域において配電事業者の託送供給等約款（電気事業法第２７条の１２の１１第１項にもとづき配電事業者が経済産業大臣に届け出たものをいい，電気事業法第２７条の１２の１１第２項ただし書にもとづき経済産業大臣の承認を受けた料金その他の供給条件を含みます。以下「配電事業者の約款」といいます。）により託送供給または電力量調整供給を受ける場合で，当該配電事業者の配電事業に係る業務の一部（発電量調整受電計画差対応電力，接続対象計画差対応電力および需要抑制量調整受電計画差対応電力の不足電力の補給または送電超過分電力もしくは抑制超過分電力の購入ならびに給電指令等により生じた不足電力の補給に係る業務といたします。）について，当該配電事業者と当社との間で受委託に関する契約を締結し，かつ，契約者，発電契約者または需要抑制契約者が当該配電事業者の供給区域における需要場所または発電場所（調整電源に該当する発電場所を除きます。）をこの約款で設定する需要バランシンググループ，発電バランシンググループまたは需要抑制バランシンググループに属することを希望されるときの料金および必要となるその他の供給条件は，当分の間，次のとおりといたします。
(1)代表契約者の選任	(1)代表契約者の選任
契約者および配電事業者の約款に定める契約者が複数となる場合で，１需要バランシンググループを設定することを希望されるときは，次のとおりとしていただきます。	契約者および配電事業者の約款に定める契約者が複数となる場合で，１需要バランシンググループを設定することを希望されるときは，次のとおりとしていただきます。
イ　４（代表契約者の選任）にかかわらず，自己等への電気の供給の用に供するための接続供給契約の場合を除き，１需要バランシンググループを設定することを希望されるすべての者がこの約款にもとづいて当社と接続供給契約を締結するものとし，１接続供給契約における契約者を複数としていただきます。この場合，当該接続供給契約においては１需要バランシンググループを設定するものとし，この約款に係る当社との協議および接続供給の実施に関する事項についての権限を複数の契約者全員から委任された契約者を，代表契約者としてあらかじめ選任していただき，かつ，契約者が行なう，当社との手続きおよび協議，この約款に定める金銭債務の支払い等は，代表契約者を通じて行なっていただきます。また，当社は，契	イ　４（代表契約者の選任）にかかわらず，自己等への電気の供給の用に供するための接続供給契約の場合を除き，１需要バランシンググループを設定することを希望されるすべての者がこの約款にもとづいて当社と接続供給契約を締結するものとし，１接続供給契約における契約者を複数としていただきます。この場合，当該接続供給契約においては１需要バランシンググループを設定するものとし，この約款に係る当社との協議および接続供給の実施に関する事項についての権限を複数の契約者全員から委任された契約者を，代表契約者としてあらかじめ選任していただき，かつ，契約者が行なう，当社との手続きおよび協議，この約款に定める金銭債務の支払い等は，代表契約者を通じて行なっていただきます。また，当社は，契

託送供給等約款(2024.10.1 実施)	託送供給等約款(2025.4.1 実施)
約者との協議および契約者への通知を代表契約者に対して行ないます。ただし，当社は，必要に応じて，代表契約者以外の契約者と，協議等をさせていただくことがあります。	約者との協議および契約者への通知を代表契約者に対して行ないます。ただし，当社は，必要に応じて，代表契約者以外の契約者と，協議等をさせていただくことがあります。
ロ　契約者は，配電事業者と締結する接続供給契約においても，イによって代表契約者に選任された契約者を代表契約者としてあらかじめ選任していただきます。ただし，イによって代表契約者に選任された契約者と配電事業者が接続供給契約を締結し，イにおいて１需要バランシンググループを設定する他の契約者が当該配電事業者と接続供給契約を締結しない場合を除きます。	ロ　契約者は，配電事業者と締結する接続供給契約においても，イによって代表契約者に選任された契約者を代表契約者としてあらかじめ選任していただきます。ただし，イによって代表契約者に選任された契約者と配電事業者が接続供給契約を締結し，イにおいて１需要バランシンググループを設定する他の契約者が当該配電事業者と接続供給契約を締結しない場合を除きます。
(2) 契約の要件	(2) 契約の要件
需要抑制契約者が需要抑制量調整供給契約を希望される場合で，需要抑制契約者が特定卸供給を行なう事業を営むものであるときは，８（契約の要件）(4)イにかかわらず，次のいずれにも該当すること。	需要抑制契約者が需要抑制量調整供給契約を希望される場合で，需要抑制契約者が特定卸供給を行なう事業を営むものであるときは，８（契約の要件）(4)イにかかわらず，次のいずれにも該当すること。
イ　需要者（配電事業者の約款に定める需要者を含みます。）に対して，次の(ｲ)および(ﾛ)の事項を定めた需要抑制に関する計画を適時に策定し，当該計画にしたがって適切な需要抑制の指示を適時に出すことができること。	イ　需要者（配電事業者の約款に定める需要者を含みます。）に対して，次の(ｲ)および(ﾛ)の事項を定めた需要抑制に関する計画を適時に策定し，当該計画にしたがって適切な需要抑制の指示を適時に出すことができること。
(ｲ)需要抑制量（１キロワットをこえる電気を抑制しようとするものに限ります。）	(ｲ)需要抑制量（１キロワットをこえる電気を抑制しようとするものに限ります。）
(ﾛ)需要抑制の実施頻度および時期	(ﾛ)需要抑制の実施頻度および時期
ロ　イによってえられた１００キロワットをこえる電気（配電事業者の約款に定める需要抑制量調整供給契約における電気を含みます。）を供給しようとするものであること。	ロ　イによってえられた１００キロワットをこえる電気（配電事業者の約款に定める需要抑制量調整供給契約における電気を含みます。）を供給しようとするものであること。
ハ　電気の安定かつ適正な供給を確保するための適切な需給管理体制および情報管理体制を確立し，実施および維持することができること。	ハ　電気の安定かつ適正な供給を確保するための適切な需給管理体制および情報管理体制を確立し，実施および維持することができること。
ニ　需要者の保護の観点から適切な情報管理体制を確立し，実施および維持できること。	ニ　需要者の保護の観点から適切な情報管理体制を確立し，実施および維持できること。
ホ　需要者と電力需給に関する契約等を締結している契約者が供給力を確保するよう，当該契約者と需要抑制契約者との間または当該契約者と需要者との間で適切な契約がなされていること。	ホ　需要者と電力需給に関する契約等を締結している契約者が供給力を確保するよう，当該契約者と需要抑制契約者との間または当該契約者と需要者との間で適切な契約がなされていること。
(3) 供給および契約の単位	(3) 供給および契約の単位
イ　接続供給の場合，契約者は配電事業者の供給区域における需要場所について，この約款で設定する需要バランシンググループと同一の需要バランシンググループを設定していただきます。	イ　接続供給の場合，契約者は配電事業者の供給区域における需要場所について，この約款で設定する需要バランシンググループと同一の需要バランシンググループを設定していただきます。
ロ　発電量調整供給の場合，発電契約者は配電事業者の供給区域における発電場所（調整電源に該当する場合を除きます。）について，この約款で設定	ロ　発電量調整供給の場合，発電契約者は配電事業者の供給区域における発電場所（調整電源に該当する場合を除きます。）について，この約款で設定

託送供給等約款(2024.10.1 実施)	託送供給等約款(2025.4.1 実施)
する発電バランシンググループと同一の発電バランシンググループを設定していただきます。	する発電バランシンググループと同一の発電バランシンググループを設定していただきます。
ハ　需要抑制量調整供給の場合，需要抑制契約者は配電事業者の供給区域における需要場所について，この約款で設定する需要抑制バランシンググループと同一の需要抑制バランシンググループを設定していただきます。 なお，需要抑制契約者は，需要者（配電事業者の約款に定める需要者を含みます。）と電力需給に関する契約等を締結している契約者が同一で，かつ，需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量および需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量の算定方法（31〔電力および電力量の算定〕(14)イまたはロならびに配電事業者の約款に定める需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量および需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量の算定方法をいいます。）が同一となるように需要抑制バランシンググループを設定していただきます。この場合，当該需要場所は複数の需要抑制バランシンググループ（配電事業者の約款で設定する需要抑制バランシンググループを含みます。）に属することはできないものといたします。	ハ　需要抑制量調整供給の場合，需要抑制契約者は配電事業者の供給区域における需要場所について，この約款で設定する需要抑制バランシンググループと同一の需要抑制バランシンググループを設定していただきます。 なお，需要抑制契約者は，需要者（配電事業者の約款に定める需要者を含みます。）と電力需給に関する契約等を締結している契約者が同一で，かつ，需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量および需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量の算定方法（31〔電力および電力量の算定〕(14)イまたはロならびに配電事業者の約款に定める需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量および需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量の算定方法をいいます。）が同一となるように需要抑制バランシンググループを設定していただきます。この場合，当該需要場所は複数の需要抑制バランシンググループ（配電事業者の約款で設定する需要抑制バランシンググループを含みます。）に属することはできないものといたします。
(4)料金	(4)料金
イ　発電量調整受電計画差対応電力 発電バランシンググループにおいて，発電量調整受電計画差対応電力の算定上，23（発電量調整受電計画差対応電力）にかかわらず，次のとおりといたします。	イ　発電量調整受電計画差対応電力 発電バランシンググループにおいて，発電量調整受電計画差対応電力の算定上，23（発電量調整受電計画差対応電力）にかかわらず，次のとおりといたします。
(ｲ) 適用 発電バランシンググループにおいて，40（給電指令の実施等）(5)もしくは(6)または配電事業者の約款にもとづき配電事業者が発電契約者または配電事業者の約款に定める発電者に対して給電指令等を実施することにより補給される電気を使用されていないときに適用いたします。	(ｲ) 適用 発電バランシンググループにおいて，40（給電指令の実施等）(5)もしくは(6)または配電事業者の約款にもとづき配電事業者が発電契約者または配電事業者の約款に定める発電者に対して給電指令等を実施することにより補給される電気を使用されていないときに適用いたします。
(ﾛ)発電量調整受電計画差対応電力 a　発電量調整受電計画差対応補給電力 (a) 適用範囲 ３０分ごとの発電量調整受電電力量（配電事業者の約款に定める発電量調整受電電力量を含みます。）が，その３０分の(5)ロの発電量調整受電計画電力量を下回る場合に生じた不足電力の補給にあてるための電気に適用いたします。	(ﾛ)発電量調整受電計画差対応電力 a　発電量調整受電計画差対応補給電力 (a) 適用範囲 ３０分ごとの発電量調整受電電力量（配電事業者の約款に定める発電量調整受電電力量を含みます。）が，その３０分の(5)ロの発電量調整受電計画電力量を下回る場合に生じた不足電力の補給にあてるための電気に適用いたします。
(b) 発電量調整受電計画差対応補給電力料金 発電量調整受電計画差対応補給電力料金は，３０分ごとの発電量調整受電計画差対応補給電力量に(c)の発電量調整受電計画差対応	(b) 発電量調整受電計画差対応補給電力料金 発電量調整受電計画差対応補給電力料金は，３０分ごとの発電量調整受電計画差対応補給電力量に(c)の発電量調整受電計画差対応

託送供給等約款(2024.10.1 実施)	託送供給等約款(2025.4.1 実施)
補給電力料金単価を適用してえられる金額のその１月の合計といたします。 (c) 発電量調整受電計画差対応補給電力料金単価 発電量調整受電計画差対応補給電力料金単価は，託送供給等約款料金算定規則第２７条にもとづきインバランス料金として算定される金額に消費税等相当額を加えた金額とし，当社が３０分ごとに設定するものといたします。 b 発電量調整受電計画差対応余剰電力 (a) 適用範囲 ３０分ごとの発電量調整受電電力量（配電事業者の約款に定める発電量調整受電電力量を含みます。）が，その３０分の(5)ロの発電量調整受電計画電力量を上回る場合の送電超過分電力について，当社が購入する電気に適用いたします。 (b) 発電量調整受電計画差対応余剰電力料金 発電量調整受電計画差対応余剰電力料金は，３０分ごとの発電量調整受電計画差対応余剰電力量に(c)の発電量調整受電計画差対応余剰電力料金単価を適用してえられる金額のその１月の合計といたします。 (c) 発電量調整受電計画差対応余剰電力料金単価 発電量調整受電計画差対応余剰電力料金単価は，託送供給等約款料金算定規則第２７条にもとづきインバランス料金として算定される金額に消費税等相当額を加えた金額とし，当社が３０分ごとに設定するものといたします。 ロ 接続対象計画差対応電力 需要バランシンググループにおいて，接続対象計画差対応電力の算定上，24（接続対象計画差対応電力）にかかわらず，次のとおりといたします。 (ｲ) 適用 40(給電指令の実施等)(4)または配電事業者の約款にもとづき配電事業者が契約者に対して給電指令等を実施することにより補給される電気を使用されていないときに適用いたします。 (ﾛ)接続対象計画差対応電力 a 接続対象計画差対応補給電力 (a) 適用範囲 ３０分ごとの接続対象電力量（配電事業者の約款に定める接続対象電力量を含みます。）が，その３０分の(5)ニの接続対象計画電力	補給電力料金単価を適用してえられる金額のその１月の合計といたします。 (c) 発電量調整受電計画差対応補給電力料金単価 発電量調整受電計画差対応補給電力料金単価は，託送供給等約款料金算定規則第２７条にもとづきインバランス料金として算定される金額に消費税等相当額を加えた金額とし，当社が３０分ごとに設定するものといたします。 b 発電量調整受電計画差対応余剰電力 (a) 適用範囲 ３０分ごとの発電量調整受電電力量（配電事業者の約款に定める発電量調整受電電力量を含みます。）が，その３０分の(5)ロの発電量調整受電計画電力量を上回る場合の送電超過分電力について，当社が購入する電気に適用いたします。 (b) 発電量調整受電計画差対応余剰電力料金 発電量調整受電計画差対応余剰電力料金は，３０分ごとの発電量調整受電計画差対応余剰電力量に(c)の発電量調整受電計画差対応余剰電力料金単価を適用してえられる金額のその１月の合計といたします。 (c) 発電量調整受電計画差対応余剰電力料金単価 発電量調整受電計画差対応余剰電力料金単価は，託送供給等約款料金算定規則第２７条にもとづきインバランス料金として算定される金額に消費税等相当額を加えた金額とし，当社が３０分ごとに設定するものといたします。 ロ 接続対象計画差対応電力 需要バランシンググループにおいて，接続対象計画差対応電力の算定上，24（接続対象計画差対応電力）にかかわらず，次のとおりといたします。 (ｲ) 適用 40(給電指令の実施等)(4)または配電事業者の約款にもとづき配電事業者が契約者に対して給電指令等を実施することにより補給される電気を使用されていないときに適用いたします。 (ﾛ)接続対象計画差対応電力 a 接続対象計画差対応補給電力 (a) 適用範囲 ３０分ごとの接続対象電力量（配電事業者の約款に定める接続対象電力量を含みます。）が，その３０分の(5)ニの接続対象計画電力

託送供給等約款(2024.10.1 実施)	託送供給等約款(2025.4.1 実施)
量を上回る場合に生じた不足電力の補給にあてるための電気に適用いたします。	量を上回る場合に生じた不足電力の補給にあてるための電気に適用いたします。
(b) 接続対象計画差対応補給電力料金 接続対象計画差対応補給電力料金は，３０分ごとの接続対象計画差対応補給電力量に(c)の接続対象計画差対応補給電力料金単価を適用してえられる金額のその１月の合計といたします。	(b) 接続対象計画差対応補給電力料金 接続対象計画差対応補給電力料金は，３０分ごとの接続対象計画差対応補給電力量に(c)の接続対象計画差対応補給電力料金単価を適用してえられる金額のその１月の合計といたします。
(c) 接続対象計画差対応補給電力料金単価 接続対象計画差対応補給電力料金単価は，託送供給等約款料金算定規則第２７条にもとづきインバランス料金として算定される金額に消費税等相当額を加えた金額とし，当社が３０分ごとに設定するものといたします。	(c) 接続対象計画差対応補給電力料金単価 接続対象計画差対応補給電力料金単価は，託送供給等約款料金算定規則第２７条にもとづきインバランス料金として算定される金額に消費税等相当額を加えた金額とし，当社が３０分ごとに設定するものといたします。
b 接続対象計画差対応余剰電力	b 接続対象計画差対応余剰電力
(a) 適用範囲 ３０分ごとの接続対象電力量（配電事業者の約款に定める接続対象電力量を含みます。）が，その３０分の(5)ニの接続対象計画電力量を下回る場合の送電超過分電力について，当社が購入する電気に適用いたします。	(a) 適用範囲 ３０分ごとの接続対象電力量（配電事業者の約款に定める接続対象電力量を含みます。）が，その３０分の(5)ニの接続対象計画電力量を下回る場合の送電超過分電力について，当社が購入する電気に適用いたします。
(b) 接続対象計画差対応余剰電力料金 接続対象計画差対応余剰電力料金は，３０分ごとの接続対象計画差対応余剰電力量に(c)の接続対象計画差対応余剰電力料金単価を適用してえられる金額のその１月の合計といたします。	(b) 接続対象計画差対応余剰電力料金 接続対象計画差対応余剰電力料金は，３０分ごとの接続対象計画差対応余剰電力量に(c)の接続対象計画差対応余剰電力料金単価を適用してえられる金額のその１月の合計といたします。
(c) 接続対象計画差対応余剰電力料金単価 接続対象計画差対応余剰電力料金単価は，託送供給等約款料金算定規則第２７条にもとづきインバランス料金として算定される金額に消費税等相当額を加えた金額とし，当社が３０分ごとに設定するものといたします。	(c) 接続対象計画差対応余剰電力料金単価 接続対象計画差対応余剰電力料金単価は，託送供給等約款料金算定規則第２７条にもとづきインバランス料金として算定される金額に消費税等相当額を加えた金額とし，当社が３０分ごとに設定するものといたします。
ハ 需要抑制量調整受電計画差対応電力 需要抑制バランシンググループにおいて，需要抑制量調整受電計画差対応電力の算定上，25（需要抑制量調整受電計画差対応電力）にかかわらず，次のとおりといたします。	ハ 需要抑制量調整受電計画差対応電力 需要抑制バランシンググループにおいて，需要抑制量調整受電計画差対応電力の算定上，25（需要抑制量調整受電計画差対応電力）にかかわらず，次のとおりといたします。
(ｲ) 適用 需要抑制バランシンググループに適用いたします。	(ｲ) 適用 需要抑制バランシンググループに適用いたします。
(ﾛ)需要抑制量調整受電計画差対応電力	(ﾛ)需要抑制量調整受電計画差対応電力
a 需要抑制量調整受電計画差対応補給電力	a 需要抑制量調整受電計画差対応補給電力
(a) 適用範囲	(a) 適用範囲

託送供給等約款(2024.10.1 実施)	託送供給等約款(2025.4.1 実施)
３０分ごとの需要抑制量調整受電電力量（配電事業者の約款に定める需要抑制量調整受電電力量を含みます。）が，その３０分の(5)への需要抑制量調整受電計画電力量を下回る場合に生じた不足電力の補給にあてるための電気に適用いたします。	３０分ごとの需要抑制量調整受電電力量（配電事業者の約款に定める需要抑制量調整受電電力量を含みます。）が，その３０分の(5)への需要抑制量調整受電計画電力量を下回る場合に生じた不足電力の補給にあてるための電気に適用いたします。
(b) 需要抑制量調整受電計画差対応補給電力料金 需要抑制量調整受電計画差対応補給電力料金は，３０分ごとの需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量に(c)の需要抑制量調整受電計画差対応補給電力料金単価を適用してえられる金額のその１月の合計といたします。	(b) 需要抑制量調整受電計画差対応補給電力料金 需要抑制量調整受電計画差対応補給電力料金は，３０分ごとの需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量に(c)の需要抑制量調整受電計画差対応補給電力料金単価を適用してえられる金額のその１月の合計といたします。
(c) 需要抑制量調整受電計画差対応補給電力料金単価 需要抑制量調整受電計画差対応補給電力料金単価は，託送供給等約款料金算定規則第２７条にもとづきインバランス料金として算定される金額に消費税等相当額を加えた金額とし，当社が３０分ごとに設定するものといたします。	(c) 需要抑制量調整受電計画差対応補給電力料金単価 需要抑制量調整受電計画差対応補給電力料金単価は，託送供給等約款料金算定規則第２７条にもとづきインバランス料金として算定される金額に消費税等相当額を加えた金額とし，当社が３０分ごとに設定するものといたします。
b 需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力	b 需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力
(a) 適用範囲 ３０分ごとの需要抑制量調整受電電力量（配電事業者の約款に定める需要抑制量調整受電電力量を含みます。）が，その３０分の(5)への需要抑制量調整受電計画電力量を上回る場合の抑制超過分電力について，当社が購入する電気に適用いたします。	(a) 適用範囲 ３０分ごとの需要抑制量調整受電電力量（配電事業者の約款に定める需要抑制量調整受電電力量を含みます。）が，その３０分の(5)への需要抑制量調整受電計画電力量を上回る場合の抑制超過分電力について，当社が購入する電気に適用いたします。
(b) 需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力料金 需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力料金は，３０分ごとの需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量に(c)の需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力料金単価を適用してえられる金額のその１月の合計といたします。	(b) 需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力料金 需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力料金は，３０分ごとの需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量に(c)の需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力料金単価を適用してえられる金額のその１月の合計といたします。
(c) 需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力料金単価 需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力料金単価は，託送供給等約款料金算定規則第２７条にもとづきインバランス料金として算定される金額に消費税等相当額を加えた金額とし，当社が３０分ごとに設定するものといたします。	(c) 需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力料金単価 需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力料金単価は，託送供給等約款料金算定規則第２７条にもとづきインバランス料金として算定される金額に消費税等相当額を加えた金額とし，当社が３０分ごとに設定するものといたします。
ニ 給電指令時補給電力 発電バランシンググループまたは需要バランシンググループにおいて，給電指令時補給電力の算定上，26（給電指令時補給電力）にかかわらず，次のとおりといたします。	ニ 給電指令時補給電力 発電バランシンググループまたは需要バランシンググループにおいて，給電指令時補給電力の算定上，26（給電指令時補給電力）にかかわらず，次のとおりといたします。
(ｲ)契約者に係る給電指令時補給電力料金	(ｲ)契約者に係る給電指令時補給電力料金

託送供給等約款(2024.10.1 実施)	託送供給等約款(2025.4.1 実施)
a　適用範囲 40（給電指令の実施等）(4)または配電事業者の約款にもとづき配電事業者が契約者に対して給電指令等を実施することにより補給される電気を使用されているときに適用いたします。	a　適用範囲 40（給電指令の実施等）(4)または配電事業者の約款にもとづき配電事業者が契約者に対して給電指令等を実施することにより補給される電気を使用されているときに適用いたします。
b　給電指令時補給電力料金 給電指令時補給電力料金は，ｃに定める３０分ごとの給電指令時補給電力量にｄの給電指令時補給電力料金単価を適用してえられる金額のその１月の合計といたします。	b　給電指令時補給電力料金 給電指令時補給電力料金は，ｃに定める３０分ごとの給電指令時補給電力量にｄの給電指令時補給電力料金単価を適用してえられる金額のその１月の合計といたします。
c　給電指令時補給電力量 給電指令時補給電力量は，給電指令等の間，(5)ヌにより３０分ごとに算定された値といたします。	c　給電指令時補給電力量 給電指令時補給電力量は，給電指令等の間，(5)ヌにより３０分ごとに算定された値といたします。
d　給電指令時補給電力料金単価 給電指令時補給電力料金単価は，託送供給等約款料金算定規則第２７条にもとづきインバランス料金として算定される金額に消費税等相当額を加えた金額とし，当社が３０分ごとに設定するものといたします。	d　給電指令時補給電力料金単価 給電指令時補給電力料金単価は，託送供給等約款料金算定規則第２７条にもとづきインバランス料金として算定される金額に消費税等相当額を加えた金額とし，当社が３０分ごとに設定するものといたします。
(ﾛ)発電契約者に係る給電指令時補給電力料金	(ﾛ)発電契約者に係る給電指令時補給電力料金
a　適用範囲 40（給電指令の実施等）(5)もしくは(6)または配電事業者の約款にもとづき配電事業者が発電契約者または配電事業者の約款に定める発電者に対して給電指令等を実施することにより補給される電気を使用されているときに，補給される電気を使用する発電バランシンググループに適用いたします。	a　適用範囲 40（給電指令の実施等）(5)もしくは(6)または配電事業者の約款にもとづき配電事業者が発電契約者または配電事業者の約款に定める発電者に対して給電指令等を実施することにより補給される電気を使用されているときに，補給される電気を使用する発電バランシンググループに適用いたします。
b　給電指令時補給電力料金 給電指令時補給電力料金は，ｃに定める３０分ごとの給電指令時補給電力量にｄの給電指令時補給電力料金単価を適用してえられる金額のその１月の合計といたします。	b　給電指令時補給電力料金 給電指令時補給電力料金は，ｃに定める３０分ごとの給電指令時補給電力量にｄの給電指令時補給電力料金単価を適用してえられる金額のその１月の合計といたします。
c　給電指令時補給電力量 給電指令時補給電力量は，給電指令等の間，(5)チにより３０分ごとに算定された値といたします。	c　給電指令時補給電力量 給電指令時補給電力量は，給電指令等の間，(5)チにより３０分ごとに算定された値といたします。
d　給電指令時補給電力料金単価 給電指令時補給電力料金単価は，託送供給等約款料金算定規則第２７条にもとづきインバランス料金として算定される金額に消費税等相当額を加えた金額とし，当社が３０分ごとに設定するものといたします。ただし，40（給電指令の実施等）(2)ホの場合で，ノンファーム電	d　給電指令時補給電力料金単価 給電指令時補給電力料金単価は，託送供給等約款料金算定規則第２７条にもとづきインバランス料金として算定される金額に消費税等相当額を加えた金額とし，当社が３０分ごとに設定するものといたします。ただし，40（給電指令の実施等）(2)ホの場合で，ノンファーム電

託送供給等約款(2024.10.1 実施)	託送供給等約款(2025.4.1 実施)
源（配電事業者の約款に定めるノンファーム電源を含みます。）に対して出力の抑制を実施したときは，40（給電指令の実施等）(5)により補給される電気を使用されているときの翌日取引を行なうための卸電力取引市場における３０分ごとの売買取引の価格（売買取引に係る電力の受渡しが連系設備の送電容量等による制限を受けるものとして当社の供給区域において売買取引を行なうものに限ります。）に消費税等相当額を加えた金額とし，当社が３０分ごとに設定するものといたします。また，当社もしくは配電事業者が指定する要件を有する発電設備等またはファーム電源（配電事業者の約款に定めるファーム電源を含みます。）であって別途当社もしくは配電事業者と給電指令時補給電力料金に関する契約を締結する設備については，当該契約によるものといたします。	源（配電事業者の約款に定めるノンファーム電源を含みます。）に対して出力の抑制を実施したときは，40（給電指令の実施等）(5)により補給される電気を使用されているときの翌日取引を行なうための卸電力取引市場における３０分ごとの売買取引の価格（売買取引に係る電力の受渡しが連系設備の送電容量等による制限を受けるものとして当社の供給区域において売買取引を行なうものに限ります。）に消費税等相当額を加えた金額とし，当社が３０分ごとに設定するものといたします。また，当社もしくは配電事業者が指定する要件を有する発電設備等またはファーム電源（配電事業者の約款に定めるファーム電源を含みます。）であって別途当社もしくは配電事業者と給電指令時補給電力料金に関する契約を締結する設備については，当該契約によるものといたします。
(5) 電力および電力量の算定	(5) 電力および電力量の算定
イ　発電量調整受電計画電力	イ　発電量調整受電計画電力
発電量調整受電計画電力は，31（電力および電力量の算定）(3)にかかわらず，ロの発電量調整受電計画電力量の値を２倍した値とし，３０分ごとに算定いたします。	発電量調整受電計画電力は，31（電力および電力量の算定）(3)にかかわらず，ロの発電量調整受電計画電力量の値を２倍した値とし，３０分ごとに算定いたします。
ロ　発電量調整受電計画電力量	ロ　発電量調整受電計画電力量
発電量調整受電計画電力量は，31（電力および電力量の算定）(4)ロにかかわらず，受電地点（配電事業者の約款に定める受電地点を含みます。）において当社および配電事業者が発電契約者から受電する電気の３０分ごとの電力量の計画値（受電地点〔配電事業者の約款に定める受電地点を含みます。〕が複数ある場合はその合計といたします。）で，発電契約者があらかじめ電力広域的運営推進機関を通じて当社に通知する発電計画といたします。ただし，別表 11（発電計画・調達計画・販売計画）に定める当日計画の発電計画と調達計画の合計値が３０分ごとに販売計画の値と一致しない等の場合は，別表８（発電量調整受電計画電力量，接続対象計画電力量および需要抑制量調整受電計画電力量に関する取扱い）(1)のとおりといたします。	発電量調整受電計画電力量は，31（電力および電力量の算定）(4)ロにかかわらず，受電地点（配電事業者の約款に定める受電地点を含みます。）において当社および配電事業者が発電契約者から受電する電気の３０分ごとの電力量の計画値（受電地点〔配電事業者の約款に定める受電地点を含みます。〕が複数ある場合はその合計といたします。）で，発電契約者があらかじめ電力広域的運営推進機関を通じて当社に通知する発電計画といたします。ただし，別表 11（発電計画・調達計画・販売計画）に定める当日計画の発電計画と調達計画の合計値が３０分ごとに販売計画の値と一致しない等の場合は，別表８（発電量調整受電計画電力量，接続対象計画電力量および需要抑制量調整受電計画電力量に関する取扱い）(1)のとおりといたします。
ハ　接続対象計画電力	ハ　接続対象計画電力
接続対象計画電力は，31（電力および電力量の算定）(11)にかかわらず，ニの接続対象計画電力量の値を２倍した値とし，３０分ごとに算定いたします。	接続対象計画電力は，31（電力および電力量の算定）(11)にかかわらず，ニの接続対象計画電力量の値を２倍した値とし，３０分ごとに算定いたします。
ニ　接続対象計画電力量	ニ　接続対象計画電力量
接続対象計画電力量は，31（電力および電力量の算定）(12)にかかわら	接続対象計画電力量は，31（電力および電力量の算定）(12)にかかわら

託送供給等約款(2024.10.1 実施)	託送供給等約款(2025.4.1 実施)
ず，３０分ごとの接続対象電力量の計画値（供給地点〔配電事業者の約款に定める供給地点を含みます。〕が複数ある場合はその合計といたします。）で，契約者があらかじめ電力広域的運営推進機関を通じて当社に通知する需要想定値といたします。ただし，別表 10（需要計画・調達計画・販売計画）に定める当日計画の需要想定値に対する取引計画（調達計画から販売計画を差し引いたものといたします。）が３０分ごとに需要想定値と一致しない等の場合は，別表８（発電量調整受電計画電力量，接続対象計画電力量および需要抑制量調整受電計画電力量に関する取扱い）(2)のとおりといたします。	ず，３０分ごとの接続対象電力量の計画値（供給地点〔配電事業者の約款に定める供給地点を含みます。〕が複数ある場合はその合計といたします。）で，契約者があらかじめ電力広域的運営推進機関を通じて当社に通知する需要想定値といたします。ただし，別表 10（需要計画・調達計画・販売計画）に定める当日計画の需要想定値に対する取引計画（調達計画から販売計画を差し引いたものといたします。）が３０分ごとに需要想定値と一致しない等の場合は，別表８（発電量調整受電計画電力量，接続対象計画電力量および需要抑制量調整受電計画電力量に関する取扱い）(2)のとおりといたします。
ホ　需要抑制量調整受電計画電力 需要抑制量調整受電計画電力は，31（電力および電力量の算定）(15)にかかわらず，への需要抑制量調整受電計画電力量の値を２倍した値とし，３０分ごとに算定いたします。	ホ　需要抑制量調整受電計画電力 需要抑制量調整受電計画電力は，31（電力および電力量の算定）(15)にかかわらず，への需要抑制量調整受電計画電力量の値を２倍した値とし，３０分ごとに算定いたします。
ヘ　需要抑制量調整受電計画電力量 需要抑制量調整受電計画電力量は，31（電力および電力量の算定）(16)にかかわらず，当社および配電事業者が需要抑制契約者から受電する電気の３０分ごとの電力量の計画値で，需要場所（配電事業者の約款に定める需要場所を含みます。）ごとに，需要抑制契約者があらかじめ電力広域的運営推進機関を通じて当社に通知する需要抑制計画値といたします。ただし，別表 12（需要抑制計画・調達計画・販売計画・ベースライン）に定める当日計画の調達計画が３０分ごとに販売計画の値と一致しない等の場合は，別表８（発電量調整受電計画電力量，接続対象計画電力量および需要抑制量調整受電計画電力量に関する取扱い）(3)のとおりといたします。	ヘ　需要抑制量調整受電計画電力量 需要抑制量調整受電計画電力量は，31（電力および電力量の算定）(16)にかかわらず，当社および配電事業者が需要抑制契約者から受電する電気の３０分ごとの電力量の計画値で，需要場所（配電事業者の約款に定める需要場所を含みます。）ごとに，需要抑制契約者があらかじめ電力広域的運営推進機関を通じて当社に通知する需要抑制計画値といたします。ただし，別表 12（需要抑制計画・調達計画・販売計画・ベースライン）に定める当日計画の調達計画が３０分ごとに販売計画の値と一致しない等の場合は，別表８（発電量調整受電計画電力量，接続対象計画電力量および需要抑制量調整受電計画電力量に関する取扱い）(3)のとおりといたします。
ト　ベースライン ベースラインは，31（電力および電力量の算定）(17)にかかわらず，需要抑制量調整供給に係る需要抑制を行なわない場合の需要場所（配電事業者の約款に定める需要場所を含みます。）に係る供給地点で計量される接続供給電力量（配電事業者の約款に定める接続供給電力量を含みます。）を損失率で修正した電力量の計画値で，需要場所（配電事業者の約款に定める需要場所を含みます。）ごと（15〔供給および契約の単位〕(1)イまたはロの場合は１接続送電サービスまたは１臨時接続送電サービスごとといたします。また，配電事業者の約款に定める需要場所に複数の接続送電サービス等が適用されている場合は，１接続送電サービス等ごとといたします。）に，需要抑制契約者があらかじめ電力広域的運営推進機関を通じて当社に通知するものといたします。	ト　ベースライン ベースラインは，31（電力および電力量の算定）(17)にかかわらず，需要抑制量調整供給に係る需要抑制を行なわない場合の需要場所（配電事業者の約款に定める需要場所を含みます。）に係る供給地点で計量される接続供給電力量（配電事業者の約款に定める接続供給電力量を含みます。）を損失率で修正した電力量の計画値で，需要場所（配電事業者の約款に定める需要場所を含みます。）ごと（15〔供給および契約の単位〕(1)イまたはロの場合は１接続送電サービスまたは１臨時接続送電サービスごとといたします。また，配電事業者の約款に定める需要場所に複数の接続送電サービス等が適用されている場合は，１接続送電サービス等ごとといたします。）に，需要抑制契約者があらかじめ電力広域的運営推進機関を通じて当社に通知するものといたします。

託送供給等約款(2024.10.1 実施)	託送供給等約款(2025.4.1 実施)
チ　発電量調整受電計画差対応補給電力量 発電量調整受電計画差対応補給電力量は，31（電力および電力量の算定）(20)ロにかかわらず，次の(ｲ)，(ﾛ)および(ﾊ)によって算定された値とし，発電バランシンググループごとに算定いたします。 (ｲ)３０分ごとに，受電地点（配電事業者の約款に定める受電地点を含みます。）で計量された電力量の合計がその３０分における発電量調整受電計画電力量を下回る場合に，３０分ごとに，次の式により算定された値といたします。 発電量調整受電計画差対応補給電力量 ＝ 発電量調整受電計画電力量 － 発電量調整受電電力量 (ﾛ)次の場合で，当社または配電事業者が給電指令時補給を行なったときは，発電量調整受電計画差対応補給電力量の算定上，当該発電設備等の３０分ごとの発電量調整受電計画電力量を当該受電地点における３０分ごとの発電量調整受電電力量とみなします。この場合，当該発電設備等の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量の算定上，当該受電地点のみによる発電バランシンググループが設定されているとみなし，その発電量調整受電計画差対応補給電力量は，３０分ごとに，次の式により算定された値といたします。 発電量調整受電計画差対応補給電力量 ＝発電量調整受電計画電力量－発電量調整受電電力量 a　当社または配電事業者が指定する要件を有する発電設備等であって別途当社または配電事業者と給電指令時補給電力料金に関する契約を締結する設備に対して出力の抑制を実施した場合 b　40（給電指令の実施等）(2)イの場合で，原則として３０分ごとの実需給の開始時刻の１時間前以降に発電量調整供給に係る発電設備等に対してＮ－１電制（配電事業者の約款に定めるＮ－１電制を含みます。）を実施したとき。 c　40（給電指令の実施等）(2)ホの場合で，発電量調整供給に係る発電設備等（配電事業者の約款に定める発電量調整供給に係る発電設備等を含みます。）に対して出力の抑制を実施したとき。 d　40（給電指令の実施等）(2)への場合で，ファーム電源（配電事業者の約款に定めるファーム電源を含みます。）に対して出力の抑制を実施	チ　発電量調整受電計画差対応補給電力量 発電量調整受電計画差対応補給電力量は，31（電力および電力量の算定）(20)ロにかかわらず，次の(ｲ)，(ﾛ)および(ﾊ)によって算定された値とし，発電バランシンググループごとに算定いたします。 (ｲ)３０分ごとに，受電地点（配電事業者の約款に定める受電地点を含みます。）で計量された電力量の合計がその３０分における発電量調整受電計画電力量を下回る場合に，３０分ごとに，次の式により算定された値といたします。 発電量調整受電計画差対応補給電力量 ＝ 発電量調整受電計画電力量 － 発電量調整受電電力量 (ﾛ)次の場合で，当社または配電事業者が給電指令時補給を行なったときは，発電量調整受電計画差対応補給電力量の算定上，当該発電設備等の３０分ごとの発電量調整受電計画電力量を当該受電地点における３０分ごとの発電量調整受電電力量とみなします。この場合，当該発電設備等の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量の算定上，当該受電地点のみによる発電バランシンググループが設定されているとみなし，その発電量調整受電計画差対応補給電力量は，３０分ごとに，次の式により算定された値といたします。 発電量調整受電計画差対応補給電力量 ＝発電量調整受電計画電力量－発電量調整受電電力量 a　当社または配電事業者が指定する要件を有する発電設備等であって別途当社または配電事業者と給電指令時補給電力料金に関する契約を締結する設備に対して出力の抑制を実施した場合 b　40（給電指令の実施等）(2)イの場合で，原則として３０分ごとの実需給の開始時刻の１時間前以降に発電量調整供給に係る発電設備等に対してＮ－１電制（配電事業者の約款に定めるＮ－１電制を含みます。）を実施したとき。 c　40（給電指令の実施等）(2)ホの場合で，発電量調整供給に係る発電設備等（配電事業者の約款に定める発電量調整供給に係る発電設備等を含みます。）に対して出力の抑制を実施したとき。 d　40（給電指令の実施等）(2)への場合で，ファーム電源（配電事業者の約款に定めるファーム電源を含みます。）に対して出力の抑制を実施

託送供給等約款(2024.10.1 実施)	託送供給等約款(2025.4.1 実施)
したとき。 (ﾊ)次の場合で，当社または配電事業者が給電指令時補給を行なったときは，発電量調整受電計画差対応補給電力量の算定上，当該発電設備等の３０分ごとの発電量調整受電計画電力量を当該受電地点における３０分ごとの発電量調整受電電力量とみなします。この場合，当該発電設備等の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量の算定上，当該受電地点のみによる発電バランシンググループが設定されているとみなし，その発電量調整受電計画差対応補給電力量は，３０分ごとに，次により算定された値といたします。 a　当社または配電事業者が 40（給電指令の実施等）(2)イ，ロ，ハまたはトの場合の給電指令等および 40（給電指令の実施等）(2)ホの場合の給電指令等により，同時に出力の抑制を実施した場合 (a)発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が，40（給電指令の実施等）(2)ホによる出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）を下回る場合 40（給電指令の実施等）(2)ホによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，次の式により算定された値とし，40（給電指令の実施等）(2)イ，ロ，ハまたはトによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，零といたします。 発電量調整受電計画差対応補給電力量 ＝発電量調整受電計画電力量－発電量調整受電電力量 (b)発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が，40（給電指令の実施等）(2)ホによる出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）と一致または上回る場合 40（給電指令の実施等）(2)ホによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，40（給電指令の実施等）(2)ホによる出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）とし，40（給電指令の実施等）(2)イ，ロ，ハまたはトによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補	したとき。 (ﾊ)次の場合で，当社または配電事業者が給電指令時補給を行なったときは，発電量調整受電計画差対応補給電力量の算定上，当該発電設備等の３０分ごとの発電量調整受電計画電力量を当該受電地点における３０分ごとの発電量調整受電電力量とみなします。この場合，当該発電設備等の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量の算定上，当該受電地点のみによる発電バランシンググループが設定されているとみなし，その発電量調整受電計画差対応補給電力量は，３０分ごとに，次により算定された値といたします。 a　当社または配電事業者が 40（給電指令の実施等）(2)イ，ロ，ハまたはトの場合の給電指令等および 40（給電指令の実施等）(2)ホの場合の給電指令等により，同時に出力の抑制を実施した場合 (a)発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が，40（給電指令の実施等）(2)ホによる出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）を下回る場合 40（給電指令の実施等）(2)ホによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，次の式により算定された値とし，40（給電指令の実施等）(2)イ，ロ，ハまたはトによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，零といたします。 発電量調整受電計画差対応補給電力量 ＝発電量調整受電計画電力量－発電量調整受電電力量 (b)発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が，40（給電指令の実施等）(2)ホによる出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）と一致または上回る場合 40（給電指令の実施等）(2)ホによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，40（給電指令の実施等）(2)ホによる出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）とし，40（給電指令の実施等）(2)イ，ロ，ハまたはトによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補

託送供給等約款(2024.10.1 実施)	託送供給等約款(2025.4.1 実施)
給電力量は，次の式により算定された値といたします。 発電量調整受電計画差対応補給電力量 ＝発電量調整受電計画電力量 －40（給電指令の実施等）(2)ホによる出力抑制対象電力量 －発電量調整受電電力量	給電力量は，次の式により算定された値といたします。 発電量調整受電計画差対応補給電力量 ＝発電量調整受電計画電力量 －40（給電指令の実施等）(2)ホによる出力抑制対象電力量 －発電量調整受電電力量
b　当社または配電事業者がファーム電源（配電事業者の約款に定めるファーム電源を含みます。）に対して，40（給電指令の実施等）(2)イ，ロ，ハまたはトの場合の給電指令等および40（給電指令の実施等）(2)への場合の給電指令等により，同時に出力の抑制を実施した場合 (a)発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が，40（給電指令の実施等）(2)へによる出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）を下回る場合 40（給電指令の実施等）(2)へによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，次の式により算定された値とし，40（給電指令の実施等）(2)イ，ロ，ハまたはトによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，零といたします。 発電量調整受電計画差対応補給電力量 ＝発電量調整受電計画電力量－発電量調整受電電力量	b　当社または配電事業者がファーム電源（配電事業者の約款に定めるファーム電源を含みます。）に対して，40（給電指令の実施等）(2)イ，ロ，ハまたはトの場合の給電指令等および40（給電指令の実施等）(2)への場合の給電指令等により，同時に出力の抑制を実施した場合 (a)発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が，40（給電指令の実施等）(2)へによる出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）を下回る場合 40（給電指令の実施等）(2)へによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，次の式により算定された値とし，40（給電指令の実施等）(2)イ，ロ，ハまたはトによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，零といたします。 発電量調整受電計画差対応補給電力量 ＝発電量調整受電計画電力量－発電量調整受電電力量
(b)発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が，40（給電指令の実施等）(2)へによる出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）と一致または上回る場合 40（給電指令の実施等）(2)へによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，40（給電指令の実施等）(2)への出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）とし，40（給電指令の実施等）(2)イ，ロ，ハまたはトによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，次の式により算定された値といたします。	(b)発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が，40（給電指令の実施等）(2)へによる出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）と一致または上回る場合 40（給電指令の実施等）(2)へによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，40（給電指令の実施等）(2)への出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）とし，40（給電指令の実施等）(2)イ，ロ，ハまたはトによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，次の式により算定された値といたします。

託送供給等約款(2024.10.1 実施)	託送供給等約款(2025.4.1 実施)
発電量調整受電計画差対応補給電力量 ＝発電量調整受電計画電力量 －40（給電指令の実施等）(2)ヘによる出力抑制対象電力量 －発電量調整受電電力量	発電量調整受電計画差対応補給電力量 ＝発電量調整受電計画電力量 －40（給電指令の実施等）(2)ヘによる出力抑制対象電力量 －発電量調整受電電力量
c　当社または配電事業者がノンファーム電源（配電事業者の約款に定めるノンファーム電源を含みます。）であり，かつ，当社または配電事業者が指定する要件を有する発電設備等であって別途当社または配電事業者と給電指令時補給電力料金に関する契約を締結する設備に対して，40（給電指令の実施等）(2)への場合の給電指令等および 40（給電指令の実施等）(2)トの場合の給電指令等により，同時に出力の抑制を実施した場合	c　当社または配電事業者がノンファーム電源（配電事業者の約款に定めるノンファーム電源を含みます。）であり，かつ，当社または配電事業者が指定する要件を有する発電設備等であって別途当社または配電事業者と給電指令時補給電力料金に関する契約を締結する設備に対して，40（給電指令の実施等）(2)への場合の給電指令等および 40（給電指令の実施等）(2)トの場合の給電指令等により，同時に出力の抑制を実施した場合
(a)発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が，40（給電指令の実施等）(2)ヘによる出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）を下回る場合 40（給電指令の実施等）(2)ヘによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，次の式により算定された値とし，40（給電指令の実施等）(2)トによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，零といたします。	(a)発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が，40（給電指令の実施等）(2)ヘによる出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）を下回る場合 40（給電指令の実施等）(2)ヘによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，次の式により算定された値とし，40（給電指令の実施等）(2)トによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，零といたします。
発電量調整受電計画差対応補給電力量 ＝発電量調整受電計画電力量－発電量調整受電電力量	発電量調整受電計画差対応補給電力量 ＝発電量調整受電計画電力量－発電量調整受電電力量
(b)発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が，40（給電指令の実施等）(2)ヘによる出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）と一致または上回る場合 40（給電指令の実施等）(2)ヘによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，40（給電指令の実施等）(2)ヘによる出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）とし，40（給電指令の実施等）(2)トによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，次の式により算定された値といたします。	(b)発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が，40（給電指令の実施等）(2)ヘによる出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）と一致または上回る場合 40（給電指令の実施等）(2)ヘによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，40（給電指令の実施等）(2)ヘによる出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）とし，40（給電指令の実施等）(2)トによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，次の式により算定された値といたします。

託送供給等約款(2024.10.1 実施)	託送供給等約款(2025.4.1 実施)
発電量調整受電計画差対応補給電力量 ＝発電量調整受電計画電力量 －40（給電指令の実施等）(2)へによる出力抑制対象電力量 －発電量調整受電電力量	発電量調整受電計画差対応補給電力量 ＝発電量調整受電計画電力量 －40（給電指令の実施等）(2)へによる出力抑制対象電力量 －発電量調整受電電力量
d　当社または配電事業者が 40（給電指令の実施等）(2)ホの場合の給電指令等および 40（給電指令の実施等）(2)への場合の給電指令等により，同時に出力の抑制を実施した場合	d　当社または配電事業者が 40（給電指令の実施等）(2)ホの場合の給電指令等および 40（給電指令の実施等）(2)への場合の給電指令等により，同時に出力の抑制を実施した場合
(a)発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が，40(給電指令の実施等)(2)へによる出力抑制対象電力量(配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。)を下回る場合 40（給電指令の実施等）(2)へによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，次の式により算定された値とし，40（給電指令の実施等）(2)ホによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，零といたします。	(a)発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が，40(給電指令の実施等)(2)へによる出力抑制対象電力量(配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。)を下回る場合 40（給電指令の実施等）(2)へによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，次の式により算定された値とし，40（給電指令の実施等）(2)ホによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，零といたします。
発電量調整受電計画差対応補給電力量 ＝発電量調整受電計画電力量－発電量調整受電電力量	発電量調整受電計画差対応補給電力量 ＝発電量調整受電計画電力量－発電量調整受電電力量
(b)発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が，40(給電指令の実施等)(2)へによる出力抑制対象電力量(配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。)と一致または上回る場合 40（給電指令の実施等）(2)へによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，40（給電指令の実施等）(2)へによる出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）とし，40（給電指令の実施等）(2)ホによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，次の式により算定された値といたします。	(b)発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が，40(給電指令の実施等)(2)へによる出力抑制対象電力量(配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。)と一致または上回る場合 40（給電指令の実施等）(2)へによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，40（給電指令の実施等）(2)へによる出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）とし，40（給電指令の実施等）(2)ホによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，次の式により算定された値といたします。
発電量調整受電計画差対応補給電力量 ＝発電量調整受電計画電力量	発電量調整受電計画差対応補給電力量 ＝発電量調整受電計画電力量

託送供給等約款(2024.10.1 実施)	託送供給等約款(2025.4.1 実施)
－40（給電指令の実施等）(2)へによる出力抑制対象電力量 －発電量調整受電電力量	－40（給電指令の実施等）(2)へによる出力抑制対象電力量 －発電量調整受電電力量
e　当社または配電事業者が 40（給電指令の実施等）(2)イ，ロ，ハまたはトの場合の給電指令等，40（給電指令の実施等）(2)ホの場合の給電指令等および 40（給電指令の実施等）(2)への場合の給電指令等により，同時に出力の抑制を実施した場合	e　当社または配電事業者が 40（給電指令の実施等）(2)イ，ロ，ハまたはトの場合の給電指令等，40（給電指令の実施等）(2)ホの場合の給電指令等および 40（給電指令の実施等）(2)への場合の給電指令等により，同時に出力の抑制を実施した場合
(a)発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が，40（給電指令の実施等）(2)へによる出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）を下回る場合 40（給電指令の実施等）(2)へによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，次の式により算定された値とし，40（給電指令の実施等）(2)イ，ロ，ハまたはトによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給および 40（給電指令の実施等）(2)ホによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，零といたします。 発電量調整受電計画差対応補給電力量 ＝発電量調整受電計画電力量－発電量調整受電電力量	(a)発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が，40（給電指令の実施等）(2)へによる出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）を下回る場合 40（給電指令の実施等）(2)へによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，次の式により算定された値とし，40（給電指令の実施等）(2)イ，ロ，ハまたはトによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給および 40（給電指令の実施等）(2)ホによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，零といたします。 発電量調整受電計画差対応補給電力量 ＝発電量調整受電計画電力量－発電量調整受電電力量
(b)発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が，40（給電指令の実施等）(2)へによる出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）と一致または上回り，かつ，40（給電指令の実施等）(2)へによる出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）に 40（給電指令の実施等）(2)ホによる出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）を加えた値を下回る場合 40（給電指令の実施等）(2)へによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，40（給電指令の実施等）(2)へによる出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）とし，40（給電指令の実施等）(2)ホによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，次の	(b)発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が，40（給電指令の実施等）(2)へによる出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）と一致または上回り，かつ，40（給電指令の実施等）(2)へによる出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）に 40（給電指令の実施等）(2)ホによる出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）を加えた値を下回る場合 40（給電指令の実施等）(2)へによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，40（給電指令の実施等）(2)へによる出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）とし，40（給電指令の実施等）(2)ホによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，次の

託送供給等約款(2024.10.1 実施)	託送供給等約款(2025.4.1 実施)
式により算定された値とし，40（給電指令の実施等）(2)イ，ロ，ハまたはトによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，零といたします。 発電量調整受電計画差対応補給電力量 ＝発電量調整受電計画電力量 －40（給電指令の実施等）(2)へによる出力抑制対象電力量 －発電量調整受電電力量	式により算定された値とし，40（給電指令の実施等）(2)イ，ロ，ハまたはトによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，零といたします。 発電量調整受電計画差対応補給電力量 ＝発電量調整受電計画電力量 －40（給電指令の実施等）(2)へによる出力抑制対象電力量 －発電量調整受電電力量
(c)発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が，40（給電指令の実施等）(2)へによる出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）に40（給電指令の実施等）(2)ホによる出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）を加えた値と一致または上回る場合 40（給電指令の実施等）(2)ホによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，40（給電指令の実施等）(2)ホによる出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）とし，40（給電指令の実施等）(2)へによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，40（給電指令の実施等）(2)へによる出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）とし，40（給電指令の実施等）(2)イ，ロ，ハまたはトによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，次の式により算定された値といたします。 発電量調整受電計画差対応補給電力量 ＝発電量調整受電計画電力量 －40（給電指令の実施等）(2)ホによる出力抑制対象電力量 －40（給電指令の実施等）(2)へによる出力抑制対象電力量 －発電量調整受電電力量	(c)発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が，40（給電指令の実施等）(2)へによる出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）に40（給電指令の実施等）(2)ホによる出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）を加えた値と一致または上回る場合 40（給電指令の実施等）(2)ホによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，40（給電指令の実施等）(2)ホによる出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）とし，40（給電指令の実施等）(2)へによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，40（給電指令の実施等）(2)へによる出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）とし，40（給電指令の実施等）(2)イ，ロ，ハまたはトによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，次の式により算定された値といたします。 発電量調整受電計画差対応補給電力量 ＝発電量調整受電計画電力量 －40（給電指令の実施等）(2)ホによる出力抑制対象電力量 －40（給電指令の実施等）(2)へによる出力抑制対象電力量 －発電量調整受電電力量
リ　発電量調整受電計画差対応余剰電力量 発電量調整受電計画差対応余剰電力量は，31（電力および電力量の算定）(21)ロにかかわらず，３０分ごとに，受電地点（配電事業者の約款に定め	リ　発電量調整受電計画差対応余剰電力量 発電量調整受電計画差対応余剰電力量は，31（電力および電力量の算定）(21)ロにかかわらず，３０分ごとに，受電地点（配電事業者の約款に定め

託送供給等約款(2024.10.1 実施)	託送供給等約款(2025.4.1 実施)
る受電地点を含みます。) で計量された電力量の合計がその３０分における発電量調整受電計画電力量を上回る場合に，３０分ごとに，次の式により算定された値とし，発電バランシンググループごとに算定いたします。ただし，当社もしくは配電事業者が指定する要件を有する発電設備等であって別途当社もしくは配電事業者と給電指令時補給電力料金に関する契約を締結する設備に対して出力の抑制を実施し，当社もしくは配電事業者が給電指令時補給を行なった場合，40（給電指令の実施等）(2)イの場合で，原則として３０分ごとの実需給の開始時刻の１時間前以降に発電量調整供給に係る発電設備等に対してＮ－１電制（配電事業者の約款に定めるＮ－１電制を含みます。）を実施し，当社もしくは配電事業者が給電指令時補給を行なったとき，40（給電指令の実施等）(2)ホの場合で，発電量調整供給に係る発電設備等に対して出力の抑制を実施し，当社もしくは配電事業者が給電指令時補給を行なったときまたは 40（給電指令の実施等）(2)への場合で，ファーム電源（配電事業者の約款に定めるファーム電源を含みます。）に対して出力の抑制を実施し，当社もしくは配電事業者が給電指令時補給を行なったときは，発電量調整受電計画差対応余剰電力量の算定上，当該発電設備等の３０分ごとの発電量調整受電計画電力量を当該受電地点における３０分ごとの発電量調整受電電力量とみなします。この場合，当該発電設備等の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量の算定上，当該受電地点のみによる発電バランシンググループが設定されているとみなし，その発電量調整受電計画差対応補給電力量の算定は，チによるものといたします。 発電量調整受電計画差対応余剰電力量 ＝ 発電量調整受電電力量 － 発電量調整受電計画電力量	る受電地点を含みます。) で計量された電力量の合計がその３０分における発電量調整受電計画電力量を上回る場合に，３０分ごとに，次の式により算定された値とし，発電バランシンググループごとに算定いたします。ただし，当社もしくは配電事業者が指定する要件を有する発電設備等であって別途当社もしくは配電事業者と給電指令時補給電力料金に関する契約を締結する設備に対して出力の抑制を実施し，当社もしくは配電事業者が給電指令時補給を行なった場合，40（給電指令の実施等）(2)イの場合で，原則として３０分ごとの実需給の開始時刻の１時間前以降に発電量調整供給に係る発電設備等に対してＮ－１電制（配電事業者の約款に定めるＮ－１電制を含みます。）を実施し，当社もしくは配電事業者が給電指令時補給を行なったとき，40（給電指令の実施等）(2)ホの場合で，発電量調整供給に係る発電設備等に対して出力の抑制を実施し，当社もしくは配電事業者が給電指令時補給を行なったときまたは 40（給電指令の実施等）(2)への場合で，ファーム電源（配電事業者の約款に定めるファーム電源を含みます。）に対して出力の抑制を実施し，当社もしくは配電事業者が給電指令時補給を行なったときは，発電量調整受電計画差対応余剰電力量の算定上，当該発電設備等の３０分ごとの発電量調整受電計画電力量を当該受電地点における３０分ごとの発電量調整受電電力量とみなします。この場合，当該発電設備等の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量の算定上，当該受電地点のみによる発電バランシンググループが設定されているとみなし，その発電量調整受電計画差対応補給電力量の算定は，チによるものといたします。 発電量調整受電計画差対応余剰電力量 ＝ 発電量調整受電電力量 － 発電量調整受電計画電力量
ヌ　接続対象計画差対応補給電力量 接続対象計画差対応補給電力量は，31（電力および電力量の算定）(22)にかかわらず，３０分ごとの接続対象電力量（配電事業者の約款に定める接続対象電力量を含みます。) がその３０分における接続対象計画電力量を上回る場合に，３０分ごとに，次の式により算定された値といたします。ただし，接続対象計画差対応補給電力量の算定上，当社または配電事業者が調整負荷の使用に係る調整を行なった場合は，31（電力および電力量の算定）(8)にかかわらず，当該供給地点（配電事業者の約款に定める供給地点を含みます。) で計量された３０分ごとの電力量に当社または配電事業者	ヌ　接続対象計画差対応補給電力量 接続対象計画差対応補給電力量は，31（電力および電力量の算定）(22)にかかわらず，３０分ごとの接続対象電力量（配電事業者の約款に定める接続対象電力量を含みます。) がその３０分における接続対象計画電力量を上回る場合に，３０分ごとに，次の式により算定された値といたします。ただし，接続対象計画差対応補給電力量の算定上，当社または配電事業者が調整負荷の使用に係る調整を行なった場合は，31（電力および電力量の算定）(8)にかかわらず，当該供給地点（配電事業者の約款に定める供給地点を含みます。) で計量された３０分ごとの電力量に当社または配電事業者

託送供給等約款(2024.10.1 実施)	託送供給等約款(2025.4.1 実施)
が行なった電気の使用に係る調整にもとづきその３０分ごとに算定された値を加えた値を，当該供給地点におけるその３０分ごとの接続供給電力量とみなし，接続対象電力量を算定いたします。 接続対象計画差対応補給電力量 ＝ 接続対象電力量 － 接続対象計画電力量	が行なった電気の使用に係る調整にもとづきその３０分ごとに算定された値を加えた値を，当該供給地点におけるその３０分ごとの接続供給電力量とみなし，接続対象電力量を算定いたします。 接続対象計画差対応補給電力量 ＝ 接続対象電力量 － 接続対象計画電力量
ル　接続対象計画差対応余剰電力量 接続対象計画差対応余剰電力量は，31（電力および電力量の算定）(23)にかかわらず，３０分ごとの接続対象電力量（配電事業者の約款に定める接続対象電力量を含みます。）がその３０分における接続対象計画電力量を下回る場合に，３０分ごとに，次の式により算定された値といたします。ただし，接続対象計画差対応余剰電力量の算定上，当社または配電事業者が調整負荷の使用に係る調整を行なった場合は，31（電力および電力量の算定）(8)にかかわらず，当該供給地点（配電事業者の約款に定める供給地点を含みます。）で計量された３０分ごとの電力量に当社または配電事業者が行なった電気の使用に係る調整にもとづきその３０分ごとに算定された値を加えた値を，当該供給地点におけるその３０分ごとの接続供給電力量とみなし，接続対象電力量を算定いたします。 接続対象計画差対応余剰電力量 ＝ 接続対象計画電力量 － 接続対象電力量	ル　接続対象計画差対応余剰電力量 接続対象計画差対応余剰電力量は，31（電力および電力量の算定）(23)にかかわらず，３０分ごとの接続対象電力量（配電事業者の約款に定める接続対象電力量を含みます。）がその３０分における接続対象計画電力量を下回る場合に，３０分ごとに，次の式により算定された値といたします。ただし，接続対象計画差対応余剰電力量の算定上，当社または配電事業者が調整負荷の使用に係る調整を行なった場合は，31（電力および電力量の算定）(8)にかかわらず，当該供給地点（配電事業者の約款に定める供給地点を含みます。）で計量された３０分ごとの電力量に当社または配電事業者が行なった電気の使用に係る調整にもとづきその３０分ごとに算定された値を加えた値を，当該供給地点におけるその３０分ごとの接続供給電力量とみなし，接続対象電力量を算定いたします。 接続対象計画差対応余剰電力量 ＝ 接続対象計画電力量 － 接続対象電力量
ヲ　需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量 需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量は，31（電力および電力量の算定）(24)にかかわらず，３０分ごとの需要抑制量調整受電電力量（配電事業者の約款に定める需要抑制量調整受電電力量を含みます。）がその３０分における需要抑制量調整受電計画電力量を下回る場合に，需要抑制バランシンググループごとに，３０分ごとに，次の式により算定された値の合計といたします。ただし，需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量の算定上，当社または配電事業者が調整負荷の使用に係る調整を行なった場合は，31（電力および電力量の算定）(14)イまたはロにかかわらず，当該需要場所（配電事業者の約款に定める需要場所を含みます。）に係る接続供給電力量を損失率で修正した値が，ベースラインを上回るとき，またはベースラインを下回り，かつ，ベースラインから需要抑制量調整受電計画電力量を差し引いた値を上回るときは，当該需要場所に係る需要抑制量調整受	ヲ　需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量 需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量は，31（電力および電力量の算定）(24)にかかわらず，３０分ごとの需要抑制量調整受電電力量（配電事業者の約款に定める需要抑制量調整受電電力量を含みます。）がその３０分における需要抑制量調整受電計画電力量を下回る場合に，需要抑制バランシンググループごとに，３０分ごとに，次の式により算定された値の合計といたします。ただし，需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量の算定上，当社または配電事業者が調整負荷の使用に係る調整を行なった場合は，31（電力および電力量の算定）(14)イまたはロにかかわらず，当該需要場所（配電事業者の約款に定める需要場所を含みます。）に係る接続供給電力量を損失率で修正した値が，ベースラインを上回るとき，またはベースラインを下回り，かつ，ベースラインから需要抑制量調整受電計画電力量を差し引いた値を上回るときは，当該需要場所に係る需要抑制量調整受

託送供給等約款(2024.10.1 実施)	託送供給等約款(2025.4.1 実施)
電計画電力量を当該需要場所に係る需要抑制量調整受電電力量とみなします。 需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量 ＝ 需要抑制量調整受電計画電力量 － 需要抑制量調整受電電力量 ただし，需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量の算定方法として31（電力および電力量の算定）(14)ロを適用し，かつ，配電事業者の約款に定める需要抑制量調整受電計画電力量を上限としない算定方法を適用している場合で，３０分ごとの需要抑制量調整受電電力量が零となるときの上式は，次のとおりといたします。 需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量 ＝ 需要抑制量調整受電計画電力量 ＋ 接続供給電力量 ／ （１－損失率（32〔損失率〕に定める損失率といたします。）） － ベースライン ワ　需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量 需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量は，31（電力および電力量の算定）(25)にかかわらず，３０分ごとの需要抑制量調整受電電力量（配電事業者の約款に定める需要抑制量調整受電電力量を含みます。）がその３０分における需要抑制量調整受電計画電力量を上回る場合に，需要抑制バランシンググループごとに，３０分ごとに，次の式により算定された値の合計といたします。ただし，需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量の算定上，当社または配電事業者が調整負荷の使用に係る調整を行なった場合は，31（電力および電力量の算定）(14)ロにかかわらず，当該需要場所（配電事業者の約款に定める需要場所を含みます。）に係る接続供給電力量を損失率で修正した値が，ベースラインの値から需要抑制量調整受電計画電力量を差し引いた値を下回るときは，当該需要場所に係る需要抑制量調整受電計画電力量を当該需要場所に係る需要抑制量調整受電電力量とみなします。 需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量 ＝ 需要抑制量調整受電電力量 － 需要抑制量調整受電計画電力量	電計画電力量を当該需要場所に係る需要抑制量調整受電電力量とみなします。 需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量 ＝ 需要抑制量調整受電計画電力量 － 需要抑制量調整受電電力量 ただし，需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量の算定方法として31（電力および電力量の算定）(14)ロを適用し，かつ，配電事業者の約款に定める需要抑制量調整受電計画電力量を上限としない算定方法を適用している場合で，３０分ごとの需要抑制量調整受電電力量が零となるときの上式は，次のとおりといたします。 需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量 ＝ 需要抑制量調整受電計画電力量 ＋ 接続供給電力量 ／ （１－損失率（32〔損失率〕に定める損失率といたします。）） － ベースライン ワ　需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量 需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量は，31（電力および電力量の算定）(25)にかかわらず，３０分ごとの需要抑制量調整受電電力量（配電事業者の約款に定める需要抑制量調整受電電力量を含みます。）がその３０分における需要抑制量調整受電計画電力量を上回る場合に，需要抑制バランシンググループごとに，３０分ごとに，次の式により算定された値の合計といたします。ただし，需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量の算定上，当社または配電事業者が調整負荷の使用に係る調整を行なった場合は，31（電力および電力量の算定）(14)ロにかかわらず，当該需要場所（配電事業者の約款に定める需要場所を含みます。）に係る接続供給電力量を損失率で修正した値が，ベースラインの値から需要抑制量調整受電計画電力量を差し引いた値を下回るときは，当該需要場所に係る需要抑制量調整受電計画電力量を当該需要場所に係る需要抑制量調整受電電力量とみなします。 需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量 ＝ 需要抑制量調整受電電力量 － 需要抑制量調整受電計画電力量

託送供給等約款(2024.10.1 実施)	託送供給等約款(2025.4.1 実施)
(6) 託送供給等の実施 イ　接続供給の場合，契約者は，別表 10（需要計画・調達計画・販売計画）の需要想定値および需要想定値に対する調達計画・販売計画における接続対象電力または接続対象電力量に，配電事業者の約款に定める接続対象電力または接続対象電力量を含めていただきます。 ロ　発電量調整供給の場合，発電契約者は，別表 11（発電計画・調達計画・販売計画）の発電計画および調達計画・販売計画における発電量調整受電電力または発電量調整受電電力量に，配電事業者の約款に定める発電量調整受電電力または発電量調整受電電力量を含めていただきます。 ハ　需要抑制量調整供給の場合，需要抑制契約者は，別表 12（需要抑制計画・調達計画・販売計画・ベースライン）の需要抑制計画および調達計画・販売計画における需要抑制量調整受電電力または需要抑制量調整受電電力量に，配電事業者の約款に定める需要抑制量調整受電電力または需要抑制量調整受電電力量を含めていただきます。 (7) 解約等 当社は，契約者，発電契約者または需要抑制契約者が次のいずれかに該当し，当社が契約者，発電契約者または需要抑制契約者にその改善を求めた場合で，41（適正契約の保持等）に定める適正契約への変更および適正な使用状態，発電・放電状態または需要抑制状態への修正に応じていただけないときには，56（解約等）(1)ハ(ｲ)，(ﾛ)，(ﾊ)または(ﾆ)にかかわらず，接続供給契約，振替供給契約，発電量調整供給契約または需要抑制量調整供給契約を解約することがあります。 イ　託送供給の場合は，８（契約の要件）(1)を，発電量調整供給の場合は，８（契約の要件）(2)を，需要抑制量調整供給の場合は，８（契約の要件）(4)ロ，ハ，ニもしくはホまたは(2)を欠くに至った場合 ロ　接続供給の場合で，頻繁に接続対象電力量（配電事業者の約款に定める接続対象電力量を含みます。）と接続対象計画電力量との間に著しい差が生じるとき。 ハ　発電量調整供給の場合で，頻繁に発電量調整受電電力量（配電事業者の約款に定める発電量調整受電電力量を含みます。）と発電量調整受電計画電力量との間に著しい差が生じるとき。 ニ　需要抑制量調整供給の場合で，頻繁に需要抑制量調整受電電力量（配電事業者の約款に定める需要抑制量調整受電電力量を含みます。）と需要抑制量調整受電計画電力量との間に著しい差が生じるとき。	(6) 託送供給等の実施 イ　接続供給の場合，契約者は，別表 10（需要計画・調達計画・販売計画）の需要想定値および需要想定値に対する調達計画・販売計画における接続対象電力または接続対象電力量に，配電事業者の約款に定める接続対象電力または接続対象電力量を含めていただきます。 ロ　発電量調整供給の場合，発電契約者は，別表 11（発電計画・調達計画・販売計画）の発電計画および調達計画・販売計画における発電量調整受電電力または発電量調整受電電力量に，配電事業者の約款に定める発電量調整受電電力または発電量調整受電電力量を含めていただきます。 ハ　需要抑制量調整供給の場合，需要抑制契約者は，別表 12（需要抑制計画・調達計画・販売計画・ベースライン）の需要抑制計画および調達計画・販売計画における需要抑制量調整受電電力または需要抑制量調整受電電力量に，配電事業者の約款に定める需要抑制量調整受電電力または需要抑制量調整受電電力量を含めていただきます。 (7) 解約等 当社は，契約者，発電契約者または需要抑制契約者が次のいずれかに該当し，当社が契約者，発電契約者または需要抑制契約者にその改善を求めた場合で，41（適正契約の保持等）に定める適正契約への変更および適正な使用状態，発電・放電状態または需要抑制状態への修正に応じていただけないときには，56（解約等）(1)ハ(ｲ)，(ﾛ)，(ﾊ)または(ﾆ)にかかわらず，接続供給契約，振替供給契約，発電量調整供給契約または需要抑制量調整供給契約を解約することがあります。 イ　託送供給の場合は，８（契約の要件）(1)を，発電量調整供給の場合は，８（契約の要件）(2)を，需要抑制量調整供給の場合は，８（契約の要件）(4)ロ，ハ，ニもしくはホまたは(2)を欠くに至った場合 ロ　接続供給の場合で，頻繁に接続対象電力量（配電事業者の約款に定める接続対象電力量を含みます。）と接続対象計画電力量との間に著しい差が生じるとき。 ハ　発電量調整供給の場合で，頻繁に発電量調整受電電力量（配電事業者の約款に定める発電量調整受電電力量を含みます。）と発電量調整受電計画電力量との間に著しい差が生じるとき。 ニ　需要抑制量調整供給の場合で，頻繁に需要抑制量調整受電電力量（配電事業者の約款に定める需要抑制量調整受電電力量を含みます。）と需要抑制量調整受電計画電力量との間に著しい差が生じるとき。

託送供給等約款(2024.10.1 実施)	託送供給等約款(2025.4.1 実施)
(8)発電量調整供給契約についての特別措置（再生可能エネルギー発電設備） イ　契約者が特定契約を締結している場合もしくは特定送配電事業者が特定契約を締結している場合または契約者が当社または配電事業者と再生可能エネルギー電気卸供給契約を締結し，指定した再生可能エネルギー発電設備から電気を調達する場合は，附則４（発電量調整供給契約についての特別措置〔再生可能エネルギー発電設備〕）(1)にかかわらず，原則として，当社の供給区域においては契約者または特定送配電事業者と当社との間で，配電事業者の供給区域においては契約者または特定送配電事業者と配電事業者との間で発電量調整供給契約を締結し，特例発電バランシンググループを設定していただきます。この場合，契約者が締結する特定契約に係る発電設備，特定送配電事業者が締結する特定契約に係る発電設備および当社または配電事業者との再生可能エネルギー電気卸供給契約に係る発電設備は，同一のバランシンググループに属することはできないものといたします。 ロ　イにより発電量調整供給契約を締結する場合において，契約者（特定送配電事業者が契約者となる場合を除きます。）が希望されるときは，契約者の指定する発電バランシンググループ（当該発電バランシンググループにおける特定契約が平成２８年４月１日以降に締結され，かつ，バイオマス発電設備であって化石燃料を混焼するもの〔再生可能エネルギー特別措置法施行規則第１４条第８号ニに定める地域資源バイオマス発電設備を除きます。〕であるときを除きます。）に係る料金および必要となるその他の供給条件は次のとおりといたします。 (ｲ) 発電量調整供給に係る料金は，附則４（発電量調整供給契約についての特別措置〔再生可能エネルギー発電設備〕）(5)ロにかかわらず，18（料金）(2)に定める料金，(ﾛ)により算定されるインバランスリスク料および再生可能エネルギー予測誤差対応調整力確保料といたします。ただし，契約者が当社または配電事業者と再生可能エネルギー電気卸供給契約を締結し，指定した再生可能エネルギー発電設備から電気を調達する場合は，インバランスリスク料および再生可能エネルギー予測誤差対応調整力確保料は申し受けません。 (ﾛ)インバランスリスク料は，附則４（発電量調整供給契約についての特別措置〔再生可能エネルギー発電設備〕）(5)ホにかかわらず，特例発電バランシンググループにおける３０分ごとの発電量調整受電電力量（配電事業者の約款に定める発電量調整受電電力量を含みます。）にインバランスリスク単価を適用してえられる金額のその１月の合計（合計額が負と	(8)発電量調整供給契約についての特別措置（再生可能エネルギー発電設備） イ　契約者が特定契約を締結している場合もしくは特定送配電事業者が特定契約を締結している場合または契約者が当社または配電事業者と再生可能エネルギー電気卸供給契約を締結し，指定した再生可能エネルギー発電設備から電気を調達する場合は，附則４（発電量調整供給契約についての特別措置〔再生可能エネルギー発電設備〕）(1)にかかわらず，原則として，当社の供給区域においては契約者または特定送配電事業者と当社との間で，配電事業者の供給区域においては契約者または特定送配電事業者と配電事業者との間で発電量調整供給契約を締結し，特例発電バランシンググループを設定していただきます。この場合，契約者が締結する特定契約に係る再生可能エネルギー発電設備，特定送配電事業者が締結する特定契約に係る再生可能エネルギー発電設備および当社または配電事業者との再生可能エネルギー電気卸供給契約に係る再生可能エネルギー発電設備は，同一のバランシンググループに属することはできないものといたします。 ロ　イにより発電量調整供給契約を締結する場合において，契約者（特定送配電事業者が契約者となる場合を除きます。）が希望されるときは，契約者の指定する発電バランシンググループ（当該発電バランシンググループにおける特定契約が平成２８年４月１日以降に締結され，かつ，バイオマス発電設備であって化石燃料を混焼するもの〔再生可能エネルギー特別措置法施行規則第１４条第８号ニに定める地域資源バイオマス発電設備を除きます。〕であるときを除きます。）に係る料金および必要となるその他の供給条件は次のとおりといたします。 (ｲ) 発電量調整供給に係る料金は，附則４（発電量調整供給契約についての特別措置〔再生可能エネルギー発電設備〕）(5)ロにかかわらず，18（料金）(2)に定める料金，(ﾛ)により算定されるインバランスリスク料および再生可能エネルギー予測誤差対応調整力確保料といたします。ただし，契約者が当社または配電事業者と再生可能エネルギー電気卸供給契約を締結し，指定した再生可能エネルギー発電設備から電気を調達する場合は，インバランスリスク料および再生可能エネルギー予測誤差対応調整力確保料は申し受けません。 (ﾛ)インバランスリスク料は，附則４（発電量調整供給契約についての特別措置〔再生可能エネルギー発電設備〕）(5)ホにかかわらず，特例発電バランシンググループにおける３０分ごとの発電量調整受電電力量（配電事業者の約款に定める発電量調整受電電力量を含みます。）にインバランスリスク単価を適用してえられる金額のその１月の合計（合計額が負と

託送供給等約款(2024.10.1 実施)	託送供給等約款(2025.4.1 実施)
なる場合は零といたします。）といたします。また，再生可能エネルギー予測誤差対応調整力確保料は，特例発電バランシンググループにおける３０分ごとの発電量調整受電電力量（配電事業者の約款に定める発電量調整受電電力量を含みます。）に，再生可能エネルギー予測誤差対応単価を適用してえられる金額のその１月の合計といたします。	なる場合は零といたします。）といたします。また，再生可能エネルギー予測誤差対応調整力確保料は，特例発電バランシンググループにおける３０分ごとの発電量調整受電電力量（配電事業者の約款に定める発電量調整受電電力量を含みます。）に，再生可能エネルギー予測誤差対応単価を適用してえられる金額のその１月の合計といたします。
㈠ 当社は，附則４（発電量調整供給契約についての特別措置〔再生可能エネルギー発電設備〕）(5)トにかかわらず，３０分ごとの契約者が締結する特定契約または当社，配電事業者もしくは特定送配電事業者との再生可能エネルギー電気卸供給契約に係る発電量調整受電計画電力量を決定し，原則として発電量調整供給実施日の前々日の午後４時までに契約者に通知いたします。 また，当社は，当該発電量調整受電計画電力量の見直しを行ない，変更後の発電量調整受電計画電力量を決定し，原則として発電量調整供給実施日の前日午前６時までに契約者に再通知いたします。 なお，契約者は，必要に応じて発電量調整受電計画電力量の決定に必要となる事項に関する文書を当社に提出していただきます。	㈠ 当社は，附則４（発電量調整供給契約についての特別措置〔再生可能エネルギー発電設備〕）(5)トにかかわらず，３０分ごとの契約者が締結する特定契約または当社，配電事業者もしくは特定送配電事業者との再生可能エネルギー電気卸供給契約に係る発電量調整受電計画電力量を決定し，原則として発電量調整供給実施日の前々日の午後４時までに契約者に通知いたします。 また，当社は，当該発電量調整受電計画電力量の見直しを行ない，変更後の発電量調整受電計画電力量を決定し，原則として発電量調整供給実施日の前日午前６時までに契約者に再通知いたします。 なお，契約者は，必要に応じて発電量調整受電計画電力量の決定に必要となる事項に関する文書を当社に提出していただきます。
㈡ ローカル系統における電気の潮流が系統安定度等にもとづき算定される運用可能な容量を超過し，または超過するおそれがある場合で，当社または配電事業者がノンファーム電源（配電事業者の約款に定めるノンファーム電源を含みます。）の出力の抑制に係る通知を発電者または契約者に行なったときは，㈠にかかわらず，契約者は，発電量調整受電計画電力量の見直しを行なっていただきます。	㈡ ローカル系統における電気の潮流が系統安定度等にもとづき算定される運用可能な容量を超過し，または超過するおそれがある場合で，当社または配電事業者がノンファーム電源（配電事業者の約款に定めるノンファーム電源を含みます。）の出力の抑制に係る通知を発電者または契約者に行なったときは，㈠にかかわらず，契約者は，発電量調整受電計画電力量の見直しを行なっていただきます。
ハ　イにより発電量調整供給契約を締結する場合において，契約者が当社または配電事業者と再生可能エネルギー電気卸供給契約を締結し，指定した再生可能エネルギー発電設備から電気を調達するときの契約者の指定する発電バランシンググループ（ロにおいて，契約者が希望される場合を除きます。）に係るインバランスリスク料は，附則４（発電量調整供給契約についての特別措置〔再生可能エネルギー発電設備〕）(6)ロにかかわらず，特例発電バランシンググループにおける３０分ごとの発電量調整受電電力量（配電事業者の約款に定める発電量調整受電電力量を含みます。）にインバランスリスク単価を適用してえられる金額のその１月の合計（合計額が負となる場合は零といたします。）といたします。	ハ　イにより発電量調整供給契約を締結する場合において，契約者が当社または配電事業者と再生可能エネルギー電気卸供給契約を締結し，指定した再生可能エネルギー発電設備から電気を調達するときの契約者の指定する発電バランシンググループ（ロにおいて，契約者が希望される場合を除きます。）に係るインバランスリスク料は，附則４（発電量調整供給契約についての特別措置〔再生可能エネルギー発電設備〕）(6)ロにかかわらず，特例発電バランシンググループにおける３０分ごとの発電量調整受電電力量（配電事業者の約款に定める発電量調整受電電力量を含みます。）にインバランスリスク単価を適用してえられる金額のその１月の合計（合計額が負となる場合は零といたします。）といたします。
(9) その他の事項については，この約款および配電事業者の約款に準ずるものといたします。	(9) その他の事項については，この約款および配電事業者の約款に準ずるものといたします。

託送供給等約款(2024.10.1 実施)	託送供給等約款(2025.4.1 実施)
13　Ｎ－１電制の実施についての特別措置	**13　Ｎ－１電制の実施についての特別措置**
(1)当社は，40（給電指令の実施等）(2)イの場合で，発電量調整供給に係る発電設備等であって当社が特定契約を締結する再生可能エネルギー発電設備に対してＮ－１電制を実施したときは，40（給電指令の実施等）(~~11~~)にかかわらず，Ｎ－１電制時調達不足電力量の調達に要した費用の実費相当額から，３０分ごとのＮ－１電制時調達不足電力量に再生可能エネルギー特別措置法施行規則第１３条の３の４に定める回避可能費用単価（以下「回避可能費用単価」といいます。）に消費税等相当額を加えた金額を乗じてえた金額を差し引いた金額について，電力広域的運営推進機関が認める範囲においてＮ－１電制オペレーション費用として契約者にお支払いいたします。	(1)当社は，40（給電指令の実施等）(2)イの場合で，発電量調整供給に係る発電設備等であって当社が特定契約を締結する再生可能エネルギー発電設備に対してＮ－１電制を実施したときは，40（給電指令の実施等）(9)にかかわらず，Ｎ－１電制時調達不足電力量の調達に要した費用の実費相当額から，３０分ごとのＮ－１電制時調達不足電力量に再生可能エネルギー特別措置法施行規則第１３条の３の４に定める回避可能費用単価（以下「回避可能費用単価」といいます。）に消費税等相当額を加えた金額を乗じてえた金額を差し引いた金額について，電力広域的運営推進機関が認める範囲においてＮ－１電制オペレーション費用として契約者にお支払いいたします。
(2)当社は，40（給電指令の実施等）(2)イの場合で，発電量調整供給に係る発電設備等であって契約者または特定送配電事業者が特定契約を締結する再生可能エネルギー発電設備に対してＮ－１電制を実施したときは，40（給電指令の実施等）(~~11~~)にかかわらず，Ｎ－１電制時調達不足電力量の調達に要した費用の実費相当額に，Ｎ－１電制が実施された発電設備を再度起動するために要した燃料費等の費用の実費およびＮ－１電制時調達不足電力量に当該特定契約に係る再生可能エネルギー特別措置法第３条第２項または第８条第１項に定める調達価格を乗じてえた金額を加えた金額から，Ｎ－１電制が実施されなかったとしたときにその発電設備がＮ－１電制時調達不足電力量を発電するのに要したであろう費用に相当する金額および３０分ごとのＮ－１電制時調達不足電力量に回避可能費用単価に消費税等相当額を加えた金額を乗じてえた金額を差し引いた金額について，電力広域的運営推進機関が認める範囲においてＮ－１電制オペレーション費用として契約者または特定送配電事業者にお支払いいたします。	(2)当社は，40（給電指令の実施等）(2)イの場合で，発電量調整供給に係る発電設備等であって契約者または特定送配電事業者が特定契約を締結する再生可能エネルギー発電設備に対してＮ－１電制を実施したときは，40（給電指令の実施等）(9)にかかわらず，Ｎ－１電制時調達不足電力量の調達に要した費用の実費相当額に，Ｎ－１電制が実施された発電設備等を再度起動するために要した燃料費等の費用の実費およびＮ－１電制時調達不足電力量に当該特定契約に係る再生可能エネルギー特別措置法第３条第２項または第８条第１項に定める調達価格を乗じてえた金額を加えた金額から，Ｎ－１電制が実施されなかったとしたときにその発電設備等がＮ－１電制時調達不足電力量を発電または放電するのに要したであろう費用に相当する金額および３０分ごとのＮ－１電制時調達不足電力量に回避可能費用単価に消費税等相当額を加えた金額を乗じてえた金額を差し引いた金額について，電力広域的運営推進機関が認める範囲においてＮ－１電制オペレーション費用として契約者または特定送配電事業者にお支払いいたします。
(3)当社は，40（給電指令の実施等）(2)イの場合で，発電量調整供給に係る発電設備等であって再生可能エネルギー特別措置法第２条の２第１項に定める市場取引等により再生可能エネルギー電気を供給する事業に係る発電設備に対してＮ－１電制を実施したときは，40（給電指令の実施等）(~~11~~)にかかわらず，Ｎ－１電制時調達不足電力量の調達に要した費用の実費相当額に，Ｎ－１電制が実施された発電設備を再度起動するために要した燃料費等の費用の実費およびＮ－１電制時調達不足電力量に応じてえられる供給促進交付金の金額（再生可能エネルギー特別措置法第２条の４にもとづき算定される金額をいいます。）を加えた金額から，Ｎ－１電制が実施されなかったとしたときにその発電設備がＮ－１電制時調達不足電力量を発電するのに要したであろう費用に相当する金額を差し引いた金額について，電力広域的運営推進機	(3)当社は，40（給電指令の実施等）(2)イの場合で，発電量調整供給に係る発電設備等であって再生可能エネルギー特別措置法第２条の２第１項に定める市場取引等により再生可能エネルギー電気を供給する事業に係る発電設備等に対してＮ－１電制を実施したときは，40（給電指令の実施等）(9)にかかわらず，Ｎ－１電制時調達不足電力量の調達に要した費用の実費相当額に，Ｎ－１電制が実施された発電設備等を再度起動するために要した燃料費等の費用の実費およびＮ－１電制時調達不足電力量に応じてえられる供給促進交付金の金額（再生可能エネルギー特別措置法第２条の４にもとづき算定される金額をいいます。）を加えた金額から，Ｎ－１電制が実施されなかったとしたときにその発電設備等がＮ－１電制時調達不足電力量を発電または放電するのに要したであろう費用に相当する金額を差し引いた金額について，電力広

託送供給等約款(2024.10.1 実施)	託送供給等約款(2025.4.1 実施)
関が認めるN－１電制オペレーション費用として発電契約者にお支払いいたします。	域的運営推進機関が認めるN－１電制オペレーション費用として発電契約者にお支払いいたします。
14　系統連系受電サービス等についての特別措置	**14　系統連系受電サービス等についての特別措置**
(1)　発電場所が，次のいずれかに該当する場合，系統連系受電課金対象電力および契約超過受電電力は，22（系統連系受電サービス）(2)ロおよびハならびに 42（契約超過金）(2)ロおよびハに準じて定めます。	(1)　発電場所が，次のいずれかに該当する場合，系統連系受電課金対象電力および契約超過受電電力は，22（系統連系受電サービス）(2)ロおよびハならびに 42（契約超過金）(2)ロおよびハに準じて定めます。
なお，系統連系受電課金対象電力および契約超過受電電力の算定上，次に定める比を，22（系統連系受電サービス）(2)ロおよび 42（契約超過金）(2)ロに定める契約受電電力の比とみなします。	なお，系統連系受電課金対象電力および契約超過受電電力の算定上，次に定める比を，22（系統連系受電サービス）(2)ロおよび 42（契約超過金）(2)ロに定める契約受電電力の比とみなします。
また，発電場所がイ(ハ)に該当する場合，22（系統連系受電サービス）(3)イの基本料金および 22（系統連系受電サービス）(3)ハ(ハ)の系統設備効率化割引額の算定上，まったく発電または放電しない場合とは，１月においてイ(ハ)における当社が無償で受電している電気以外の電気をまったく発電または放電しない場合をいいます。	また，発電場所がイ(ハ)に該当する場合，22（系統連系受電サービス）(3)イの基本料金および 22（系統連系受電サービス）(3)ハ(ハ)の系統設備効率化割引額の算定上，まったく発電または放電しない場合とは，１月においてイ(ハ)における当社が無償で受電している電気以外の電気をまったく発電または放電しない場合をいいます。
イ　発電設備が化石燃料を混焼するバイオマス発電設備以外の場合	イ　発電設備が化石燃料を混焼するバイオマス発電設備以外の場合
(イ) 発電契約者と発電者との間の電力受給に関する契約および発電者と当社との間の特定契約等が締結されている場合	(イ) 発電契約者と発電者との間の電力受給に関する契約および発電者と当社との間の特定契約等が締結されている場合
発電契約者と当社との間の発電量調整供給契約に定める契約受電電力と発電者と当社との間の特定契約等に係る電力受給に関する契約に定める契約受電電力の比	発電契約者と当社との間の発電量調整供給契約に定める契約受電電力と発電者と当社との間の特定契約等に係る電力受給に関する契約に定める契約受電電力の比
(ロ) 発電契約者と発電者との間の電力受給に関する契約および発電者と当社との間の一時調達契約が締結されている場合	(ロ) 発電契約者と発電者との間の電力受給に関する契約および発電者と当社との間の一時調達契約が締結されている場合
発電契約者と当社との間の発電量調整供給契約に定める契約受電電力と発電者と当社との間の一時調達契約に係る電力受給に関する契約に定める契約受電電力の比	発電契約者と当社との間の発電量調整供給契約に定める契約受電電力と発電者と当社との間の一時調達契約に係る電力受給に関する契約に定める契約受電電力の比
(ハ) 発電契約者と発電者との間の電力受給に関する契約が締結され，かつ，当該発電場所が発電量調整供給契約に属さないこととなった場合または発電者と当社との間の特定契約等が消滅した場合で，接続された電気を当社が無償で受電しているとき。	(ハ) 発電契約者と発電者との間の電力受給に関する契約が締結され，かつ，当該発電場所が発電量調整供給契約に属さないこととなった場合または発電者と当社との間の特定契約等が消滅した場合で，接続された電気を当社が無償で受電しているとき。
発電契約者と当社との間の発電量調整供給契約に定める契約受電電力と発電量調整供給契約に属さないこととなった場合の直前の当該発電量調整供給契約に定める契約受電電力または発電者と当社との間の特定契約等が消滅した場合の直前の当該契約に係る電力受給に関する契約に定める契約受電電力の比	発電契約者と当社との間の発電量調整供給契約に定める契約受電電力と発電量調整供給契約に属さないこととなった場合の直前の当該発電量調整供給契約に定める契約受電電力または発電者と当社との間の特定契約等が消滅した場合の直前の当該契約に係る電力受給に関する契約に定める契約受電電力の比

託送供給等約款(2024.10.1 実施)	託送供給等約款(2025.4.1 実施)
ロ　イ(ｲ)，(ﾛ)または(ﾊ)に該当する場合で，化石燃料を混焼するバイオマス発電設備のとき。 当該バイオマス発電設備の再生可能エネルギー特別措置法施行規則第４条の２第２項第９号イに定めるバイオマス比率（以下「認定バイオマス比率」といいます。） なお，認定バイオマス比率は，発電量調整供給契約の申込みに際して発電契約者から当社に通知していただきます。 また，認定バイオマス比率を変更する場合は，すみやかに変更後の認定バイオマス比率を発電契約者から当社に通知していただきます。 ただし，認定バイオマス比率を用いることが困難な場合は，附則４（発電量調整供給契約についての特別措置[再生可能エネルギー発電設備]）(8)イに定める当該バイオマス発電設備のバイオマス比率等を基準として，発電契約者または発電者と当社との協議によって定めた比率といたします。	ロ　イ(ｲ)，(ﾛ)または(ﾊ)に該当する場合で，化石燃料を混焼するバイオマス発電設備のとき。 当該バイオマス発電設備の再生可能エネルギー特別措置法施行規則第４条の２第２項第９号イに定めるバイオマス比率（以下「認定バイオマス比率」といいます。） なお，認定バイオマス比率は，発電量調整供給契約の申込みに際して発電契約者から当社に通知していただきます。 また，認定バイオマス比率を変更する場合は，すみやかに変更後の認定バイオマス比率を発電契約者から当社に通知していただきます。 ただし，認定バイオマス比率を用いることが困難な場合は，附則４（発電量調整供給契約についての特別措置[再生可能エネルギー発電設備]）(8)イに定める当該バイオマス発電設備のバイオマス比率等を基準として，発電契約者または発電者と当社との協議によって定めた比率といたします。
(2) (1)の場合で，特定契約または一時調達契約等に係る電力受給に関する契約における金銭債務が当該契約における金銭債務の支払期日を経過してなお支払われず，当該契約を解約したときは，受電地点において同一計量する発電量調整供給に係る発電契約者または発電者からの申出がない場合であっても，系統連系受電契約は消滅するものとし，また，すべての発電契約者の発電量調整供給契約を変更していただくものといたします。 なお，この場合には，当社は，その旨を発電契約者または発電者に通知いたします。 また，発電契約者と同一の者である発電者の場合は，当該発電契約者との発電量調整供給契約は変更され，または消滅するものといたします。	(2) (1)の場合で，特定契約または一時調達契約等に係る電力受給に関する契約における金銭債務が当該契約における金銭債務の支払期日を経過してなお支払われず，当該契約を解約したときは，受電地点において同一計量する発電量調整供給に係る発電契約者または発電者からの申出がない場合であっても，系統連系受電契約は消滅するものとし，また，すべての発電契約者の発電量調整供給契約を変更していただくものといたします。 なお，この場合には，当社は，その旨を発電契約者または発電者に通知いたします。 また，発電契約者と同一の者である発電者の場合は，当該発電契約者との発電量調整供給契約は変更され，または消滅するものといたします。
(3) 発電場所における発電出力（発電設備等の定格発電出力〔太陽光発電設備の場合は，太陽電池の合計出力とパワーコンディショナーの出力のいずれか小さい方の出力とし，パワーコンディショナーを複数台設置している場合は，各系列における太陽電池の合計出力とパワーコンディショナーの出力のいずれか小さい方の出力を合計した値といたします。〕をいいます。また，複数の発電設備等を使用する発電場所の場合は，当該複数の発電設備等の定格発電出力の合計値といたします。）または同時最大受電電力が１０キロワット未満（発電場所が，(1)イ(ﾊ)またはロ〔(1)イ(ﾊ)に該当する場合に限ります。〕に該当する場合は，当社が無償で受電している電気以外の電気を発電または放電している発電設備等に係る発電出力または同時最大受電電力が１０キロワット未満のときといたします。）の場合の料金および必要となるその他の供給条件は，当分の間，次のとおりといたします。	(3) 発電場所における発電出力（発電設備等の定格発電出力〔太陽光発電設備の場合は，太陽電池の合計出力とパワーコンディショナーの出力のいずれか小さい方の出力とし，パワーコンディショナーを複数台設置している場合は，各系列における太陽電池の合計出力とパワーコンディショナーの出力のいずれか小さい方の出力を合計した値といたします。〕をいいます。また，複数の発電設備等を使用する発電場所の場合は，当該複数の発電設備等の定格発電出力の合計値といたします。）または同時最大受電電力が１０キロワット未満（発電場所が，(1)イ(ﾊ)またはロ〔(1)イ(ﾊ)に該当する場合に限ります。〕に該当する場合は，当社が無償で受電している電気以外の電気を発電または放電している発電設備等に係る発電出力または同時最大受電電力が１０キロワット未満のときといたします。）の場合の料金および必要となるその他の供給条件は，当分の間，次のとおりといたします。

託送供給等約款(2024.10.1 実施)	託送供給等約款(2025.4.1 実施)
イ　低圧で受電する場合で，その１月の受電地点で計量された３０分ごとの発電量調整受電電力量の最大値を２倍した値が１０未満のとき，または高圧もしくは特別高圧で受電する場合で，その１月の受電地点で記録型計量器により計量された３０分ごとの連系電力（最小位までといたします。）の最大値が１０キロワット未満のとき。 22（系統連系受電サービス）(3)に定める系統連系受電サービス料金および42（契約超過金）(2)に定める契約超過金は申し受けません。	イ　低圧で受電する場合で，その１月の受電地点で計量された３０分ごとの発電量調整受電電力量の最大値を２倍した値が１０未満のとき，または高圧もしくは特別高圧で受電する場合で，その１月の受電地点で記録型計量器により計量された３０分ごとの連系電力（最小位までといたします。）の最大値が１０キロワット未満のとき。 22（系統連系受電サービス）(3)に定める系統連系受電サービス料金および42（契約超過金）(2)に定める契約超過金は申し受けません。
ロ　低圧で受電する場合で，その１月の受電地点で計量された３０分ごとの発電量調整受電電力量の最大値を２倍した値が１０以上のとき，または高圧もしくは特別高圧で受電する場合で，その１月の受電地点で記録型計量器により計量された３０分ごとの連系電力（最小位までといたします。）の最大値が１０キロワット以上のとき。 (ｲ) 22（系統連系受電サービス）(2)イまたはロにおける系統連系受電課金対象電力の算定上，１０キロワットを同時最大受電電力とみなします。 (ﾛ) 発電設備等に係る供給地点において電灯定額接続送電サービスが適用されている場合または発電設備等に係る供給地点のその１月の接続送電サービス契約電力（発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は，１接続送電サービスを適用した場合のその１月の接続送電サービス契約電力といたします。）が１０キロワット未満の場合は，次のとおりといたします。 a　42（契約超過金）(2)イ(ｲ)またはロ(ｲ)における契約超過受電電力の算定上，１０キロワットを同時最大受電電力とみなします。 b　42（契約超過金）(2)イ(ﾛ)またはロ(ﾛ)における契約超過受電電力の算定上，１０キロワットを接続送電サービス契約電力とみなします。	ロ　低圧で受電する場合で，その１月の受電地点で計量された３０分ごとの発電量調整受電電力量の最大値を２倍した値が１０以上のとき，または高圧もしくは特別高圧で受電する場合で，その１月の受電地点で記録型計量器により計量された３０分ごとの連系電力（最小位までといたします。）の最大値が１０キロワット以上のとき。 (ｲ) 22（系統連系受電サービス）(2)イまたはロにおける系統連系受電課金対象電力の算定上，１０キロワットを同時最大受電電力とみなします。 (ﾛ) 発電設備等に係る供給地点において電灯定額接続送電サービスが適用されている場合または発電設備等に係る供給地点のその１月の接続送電サービス契約電力（発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は，１接続送電サービスを適用した場合のその１月の接続送電サービス契約電力といたします。）が１０キロワット未満の場合は，次のとおりといたします。 a　42（契約超過金）(2)イ(ｲ)またはロ(ｲ)における契約超過受電電力の算定上，１０キロワットを同時最大受電電力とみなします。 b　42（契約超過金）(2)イ(ﾛ)またはロ(ﾛ)における契約超過受電電力の算定上，１０キロワットを接続送電サービス契約電力とみなします。
(4)　契約者が特定契約を締結する再生可能エネルギー発電設備または再生可能エネルギー特別措置法第２条の２第１項に定める市場取引等により再生可能エネルギー電気を供給する事業に係る発電設備において，イに定める適用範囲に該当する場合の料金および必要となるその他の供給条件は，当分の間，次のとおりといたします。 イ　適用範囲 原則として，２０２４年３月３１日までに再生可能エネルギー特別措置法第９条第４項に定める認定を受け，または，再生可能エネルギー特別措置法第７条にもとづいて落札された発電設備に適用いたします。 ロ　系統連系受電サービス料金等 22（系統連系受電サービス）(3)に定める系統連系受電サービス料金およ	(4)　契約者が特定契約を締結する再生可能エネルギー発電設備または再生可能エネルギー特別措置法第２条の２第１項に定める市場取引等により再生可能エネルギー電気を供給する事業に係る発電設備等において，イに定める適用範囲に該当する場合の料金および必要となるその他の供給条件は，当分の間，次のとおりといたします。 イ　適用範囲 原則として，２０２４年３月３１日までに再生可能エネルギー特別措置法第９条第４項に定める認定を受け，または，再生可能エネルギー特別措置法第７条にもとづいて落札された発電設備等に適用いたします。 ロ　系統連系受電サービス料金等 22（系統連系受電サービス）(3)に定める系統連系受電サービス料金およ

託送供給等約款(2024.10.1 実施)	託送供給等約款(2025.4.1 実施)
び 42（契約超過金）(2)に定める契約超過金は申し受けません。 なお，発電場所において，イ以外の発電設備等（当社が特定契約を締結する発電設備を除きます。）が混在する場合またはイの発電設備が化石燃料を混焼するバイオマス発電設備の場合は，(ｲ)，(ﾛ)または(ﾊ)により，イ以外の部分に係る系統連系受電課金対象電力，系統連系受電サービスに係る発電量調整受電電力量または契約超過受電電力を定め，系統連系受電サービス料金および契約超過金を申し受けます。 (ｲ)系統連系受電課金対象電力 a　イの発電設備が，化石燃料を混焼するバイオマス発電設備以外の場合 系統連系受電課金対象電力は，同時最大受電電力を発電出力等の比であん分してえた値から，発電設備等に係る供給地点のその１月の接続送電サービス契約電力（発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は，１接続送電サービスを適用した場合のその１月の接続送電サービス契約電力といたします。）を発電出力等の比であん分してえた値を差し引いた値といたします。ただし，差し引いた値が零を下回る場合の系統連系受電課金対象電力は，零といたします。 なお，あん分に必要となる発電出力は，契約者または発電契約者から当社へ通知していただきます。 b　イの発電設備が，化石燃料を混焼するバイオマス発電設備の場合 系統連系受電課金対象電力は，同時最大受電電力を認定バイオマス比率であん分してえた値から，発電設備等に係る供給地点のその１月の接続送電サービス契約電力（発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は，１接続送電サービスを適用した場合のその１月の接続送電サービス契約電力といたします。）を認定バイオマス比率であん分してえた値を差し引いた値といたします。ただし，差し引いた値が零を下回る場合の系統連系受電課金対象電力は，零といたします。 なお，認定バイオマス比率は，発電量調整供給契約の申込みに際して契約者または発電契約者から当社に通知していただきます。 また，認定バイオマス比率を変更する場合は，すみやかに変更後の認定バイオマス比率を契約者または発電契約者から当社に通知していただきます。 ただし，認定バイオマス比率を用いることが困難な場合は，附則４	び 42（契約超過金）(2)に定める契約超過金は申し受けません。 なお，発電場所において，イ以外の発電設備等（当社が特定契約を締結する再生可能エネルギー発電設備を除きます。）が混在する場合またはイの発電設備等が化石燃料を混焼するバイオマス発電設備の場合は，(ｲ)，(ﾛ)または(ﾊ)により，イ以外の部分に係る系統連系受電課金対象電力，系統連系受電サービスに係る発電量調整受電電力量または契約超過受電電力を定め，系統連系受電サービス料金および契約超過金を申し受けます。 (ｲ)系統連系受電課金対象電力 a　イの発電設備等が，化石燃料を混焼するバイオマス発電設備以外の場合 系統連系受電課金対象電力は，同時最大受電電力を発電出力等の比であん分してえた値から，発電設備等に係る供給地点のその１月の接続送電サービス契約電力（発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は，１接続送電サービスを適用した場合のその１月の接続送電サービス契約電力といたします。）を発電出力等の比であん分してえた値を差し引いた値といたします。ただし，差し引いた値が零を下回る場合の系統連系受電課金対象電力は，零といたします。 なお，あん分に必要となる発電出力は，契約者または発電契約者から当社へ通知していただきます。 b　イの発電設備等が，化石燃料を混焼するバイオマス発電設備の場合 系統連系受電課金対象電力は，同時最大受電電力を認定バイオマス比率であん分してえた値から，発電設備等に係る供給地点のその１月の接続送電サービス契約電力（発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は，１接続送電サービスを適用した場合のその１月の接続送電サービス契約電力といたします。）を認定バイオマス比率であん分してえた値を差し引いた値といたします。ただし，差し引いた値が零を下回る場合の系統連系受電課金対象電力は，零といたします。 なお，認定バイオマス比率は，発電量調整供給契約の申込みに際して契約者または発電契約者から当社に通知していただきます。 また，認定バイオマス比率を変更する場合は，すみやかに変更後の認定バイオマス比率を契約者または発電契約者から当社に通知していただきます。 ただし，認定バイオマス比率を用いることが困難な場合は，附則４

託送供給等約款(2024.10.1 実施)	託送供給等約款(2025.4.1 実施)
（発電量調整供給契約についての特別措置［再生可能エネルギー発電設備］）(8)イに定める当該バイオマス発電設備のバイオマス比率等を基準として，契約者，発電契約者または発電者と当社との協議によって定めた比率といたします。	（発電量調整供給契約についての特別措置［再生可能エネルギー発電設備］）(8)イに定める当該バイオマス発電設備のバイオマス比率等を基準として，契約者，発電契約者または発電者と当社との協議によって定めた比率といたします。
(ﾛ)発電量調整受電電力量	(ﾛ)発電量調整受電電力量
a　イの発電設備が，契約者が特定契約を締結する再生可能エネルギー発電設備の場合	a　イの発電設備等が，契約者が特定契約を締結する再生可能エネルギー発電設備の場合
イ以外の発電設備等に係る発電量調整受電電力量について，31（電力および電力量の算定）(30)イただし書または附則４（発電量調整供給契約についての特別措置［再生可能エネルギー発電設備］）(7)ハもしくは(8)イに準じて算定いたします。	イ以外の発電設備等に係る発電量調整受電電力量について，31（電力および電力量の算定）(30)イただし書または附則４（発電量調整供給契約についての特別措置［再生可能エネルギー発電設備］）(7)ハもしくは(8)イに準じて算定いたします。
b　イの発電設備が，再生可能エネルギー特別措置法第２条の２第１項に定める市場取引等により再生可能エネルギー電気を供給する事業に係る発電設備の場合	b　イの発電設備等が，再生可能エネルギー特別措置法第２条の２第１項に定める市場取引等により再生可能エネルギー電気を供給する事業に係る発電設備等の場合
イ以外の発電設備等に係る発電量調整受電電力量について，31（電力および電力量の算定）(30)イただし書または附則４（発電量調整供給契約についての特別措置［再生可能エネルギー発電設備］）(7)ハに準じて算定いたします。ただし，化石燃料を混焼するバイオマス発電設備の場合は，発電量調整受電電力量から発電量調整受電電力量に当該バイオマス発電設備のバイオマス比率を乗じてえた値を差し引いた値にもとづき，算定いたします。	イ以外の発電設備等に係る発電量調整受電電力量について，31（電力および電力量の算定）(30)イただし書または附則４（発電量調整供給契約についての特別措置［再生可能エネルギー発電設備］）(7)ハに準じて算定いたします。ただし，化石燃料を混焼するバイオマス発電設備の場合は，発電量調整受電電力量から発電量調整受電電力量に当該バイオマス発電設備のバイオマス比率を乗じてえた値を差し引いた値にもとづき，算定いたします。
なお，バイオマス比率は，算定後すみやかに発電契約者または発電者から当社に通知していただきます。この場合，当社は，必要に応じて，バイオマス比率の算定根拠に関する文書を発電契約者または発電者から提出していただきます。	なお，バイオマス比率は，算定後すみやかに発電契約者または発電者から当社に通知していただきます。この場合，当社は，必要に応じて，バイオマス比率の算定根拠に関する文書を発電契約者または発電者から提出していただきます。
(ﾊ)契約超過受電電力	(ﾊ)契約超過受電電力
a　イの発電設備が，化石燃料を混焼するバイオマス発電設備以外の場合	a　イの発電設備等が，化石燃料を混焼するバイオマス発電設備以外の場合
(a)同時最大受電電力が発電設備等に係る供給地点の接続送電サービス契約電力（発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は，１接続送電サービスを適用した場合のその１月の接続送電サービス契約電力といたします。）を上回る場合または発電設備等に係る供給地点において電灯定額接続送電サービスが適用されている場合	(a)同時最大受電電力が発電設備等に係る供給地点の接続送電サービス契約電力（発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は，１接続送電サービスを適用した場合のその１月の接続送電サービス契約電力といたします。）を上回る場合または発電設備等に係る供給地点において電灯定額接続送電サービスが適用されている場合
契約超過受電電力は，その１月の最大連系電力等を発電出力等の	契約超過受電電力は，その１月の最大連系電力等を発電出力等の

託送供給等約款(2024.10.1 実施)	託送供給等約款(2025.4.1 実施)
比であん分してえた値から同時最大受電電力を発電出力等の比であん分してえた値を差し引いた値といたします。 (b) 同時最大受電電力が発電設備等に係る供給地点の接続送電サービス契約電力（発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は，１接続送電サービスを適用した場合のその１月の接続送電サービス契約電力といたします。）を下回る場合 契約超過受電電力は，その１月の最大連系電力等を発電出力等の比であん分してえた値から発電設備等に係る供給地点のその１月の接続送電サービス契約電力（発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は，１接続送電サービスを適用した場合のその１月の接続送電サービス契約電力といたします。）を発電出力等の比であん分してえた値を差し引いた値といたします。ただし，差し引いた値が零を下回る場合は，契約超過金を申し受けません。	比であん分してえた値から同時最大受電電力を発電出力等の比であん分してえた値を差し引いた値といたします。 (b) 同時最大受電電力が発電設備等に係る供給地点の接続送電サービス契約電力（発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は，１接続送電サービスを適用した場合のその１月の接続送電サービス契約電力といたします。）を下回る場合 契約超過受電電力は，その１月の最大連系電力等を発電出力等の比であん分してえた値から発電設備等に係る供給地点のその１月の接続送電サービス契約電力（発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は，１接続送電サービスを適用した場合のその１月の接続送電サービス契約電力といたします。）を発電出力等の比であん分してえた値を差し引いた値といたします。ただし，差し引いた値が零を下回る場合は，契約超過金を申し受けません。
b　イの発電設備が，化石燃料を混焼するバイオマス発電設備の場合 (a) 同時最大受電電力が発電設備等に係る供給地点の接続送電サービス契約電力（発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は，１接続送電サービスを適用した場合のその１月の接続送電サービス契約電力といたします。）を上回る場合または発電設備等に係る供給地点において電灯定額接続送電サービスが適用されている場合 契約超過受電電力は，その１月の最大連系電力等を認定バイオマス比率であん分してえた値から同時最大受電電力を認定バイオマス比率であん分してえた値を差し引いた値といたします。 (b) 同時最大受電電力が発電設備等に係る供給地点の接続送電サービス契約電力（発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は，１接続送電サービスを適用した場合のその１月の接続送電サービス契約電力といたします。）を下回る場合 契約超過受電電力は，その１月の最大連系電力等を認定バイオマス比率であん分してえた値から発電設備等に係る供給地点のその１月の接続送電サービス契約電力（発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は，１接続送電サービスを適用した場合のその１月の接続送電サービス契約電力といたします。）を認定バイオマス比率であん分してえた値を差し引いた値といたします。ただし，差し引いた値が零を下回る場合は，契約超過金を申し	b　イの発電設備等が，化石燃料を混焼するバイオマス発電設備の場合 (a) 同時最大受電電力が発電設備等に係る供給地点の接続送電サービス契約電力（発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は，１接続送電サービスを適用した場合のその１月の接続送電サービス契約電力といたします。）を上回る場合または発電設備等に係る供給地点において電灯定額接続送電サービスが適用されている場合 契約超過受電電力は，その１月の最大連系電力等を認定バイオマス比率であん分してえた値から同時最大受電電力を認定バイオマス比率であん分してえた値を差し引いた値といたします。 (b) 同時最大受電電力が発電設備等に係る供給地点の接続送電サービス契約電力（発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は，１接続送電サービスを適用した場合のその１月の接続送電サービス契約電力といたします。）を下回る場合 契約超過受電電力は，その１月の最大連系電力等を認定バイオマス比率であん分してえた値から発電設備等に係る供給地点のその１月の接続送電サービス契約電力（発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は，１接続送電サービスを適用した場合のその１月の接続送電サービス契約電力といたします。）を認定バイオマス比率であん分してえた値を差し引いた値といたします。ただし，差し引いた値が零を下回る場合は，契約超過金を申し

託送供給等約款(2024.10.1 実施)	託送供給等約款(2025.4.1 実施)
受けません。	受けません。
(5)揚水発電設備等が設置された受電地点において，揚水発電設備等により発電量調整供給に係る電気を発電または放電する場合，当該発電量調整供給に係る電気の電力量については，22（系統連系受電サービス）(3)ロに定める電力量料金を申し受けません。ただし，発電設備（当社が特定契約を締結する~~発電設備を除きます。）に揚水発電設備等が併設されている場合は，次のとおりといたします~~。	(5)揚水発電設備等が設置された受電地点において，揚水発電設備等により発電量調整供給に係る電気を発電または放電する場合，当該発電量調整供給に係る電気の電力量については，22（系統連系受電サービス）(3)ロに定める電力量料金を申し受けません。ただし，発電設備（当社が特定契約を締結する再生可能エネルギー発電設備を除きます。）に揚水発電設備等が併設されている場合で，発電設備が(4)イに定める適用範囲に該当しないときは，発電契約者または発電者と当社との協議によりあらかじめ定めた方法によって系統連系受電サービスに係る発電量調整受電電力量を算定し，22（系統連系受電サービス）(3)ロに定める電力量料金を申し受けます。また，発電設備（当社が特定契約を締結する再生可能エネルギー発電設備を除きます。）に揚水発電設備等が併設されている場合で，発電設備が(4)イに定める適用範囲に該当し，かつ，再生可能エネルギー特別措置法第２条の２第１項に定める市場取引等により再生可能エネルギー電気を供給する事業に係る発電設備等が設置された受電地点に係る需要場所に接続供給され揚水または蓄電された電気を当該需要場所以外の需要場所に託送供給されるために発電または放電するときは，揚水発電設備等に係る系統連系受電課金対象電力および契約超過受電電力を(4)ロ(ｲ) a および(4)ロ(ﾊ) a に準じて定め，(4)にかかわらず，22（系統連系受電サービス）(3)イに定める基本料金から 22（系統連系受電サービス）(3)ハ(ﾊ)に定める系統設備効率化割引額を差し引いた金額および 42（契約超過金）(2)に定める契約超過金を申し受けます。
~~イ　発電設備が(4)イに定める適用範囲に該当する場合~~ ~~22（系統連系受電サービス）(3)に定める系統連系受電サービス料金および 42（契約超過金）(2)に定める契約超過金を申し受けません。~~ ~~ロ　発電設備が(4)イに定める適用範囲に該当しない場合~~ ~~発電契約者または発電者と当社との協議によりあらかじめ定めた方法によって系統連系受電サービスに係る発電量調整受電電力量を算定し，22（系統連系受電サービス）(3)ロに定める電力量料金を申し受けます。~~	
(6) 発電設備等に係る供給地点において最終保障供給約款または離島等供給約款にもとづく電気の需給契約（以下「当社との電気の需給契約」といいます。）を締結している場合は，次のとおりといたします。 イ　18（料金）(3)ロにおいて，当社との電気の需給契約における料金の支払義務発生日を供給側料金算定日とみなします。 ロ　22（系統連系受電サービス）(2)における系統連系受電課金対象電力または 42（契約超過金）(2)における契約超過受電電力の算定上，次のとおり	(6) 発電設備等に係る供給地点において最終保障供給約款または離島等供給約款にもとづく電気の需給契約（以下「当社との電気の需給契約」といいます。）を締結している場合は，次のとおりといたします。 イ　18（料金）(3)ロにおいて，当社との電気の需給契約における料金の支払義務発生日を供給側料金算定日とみなします。 ロ　22（系統連系受電サービス）(2)における系統連系受電課金対象電力または 42（契約超過金）(2)における契約超過受電電力の算定上，次のとおり

託送供給等約款(2024.10.1 実施)	託送供給等約款(2025.4.1 実施)
といたします。 (ｲ)当社との電気の需給契約において，定額電灯または公衆街路灯Ａ（契約負荷設備の総容量が４００ボルトアンペア未満の場合に限ります。）が適用されている場合を電灯定額接続送電サービスが適用されている場合とみなします。 (ﾛ)当社との電気の需給契約において，公衆街路灯Ａ（契約負荷設備の総容量が４００ボルトアンペア以上の場合に限ります。）が適用されている場合，公衆街路灯Ａの契約負荷設備の総容量を電灯臨時定額接続送電サービスにおける契約負荷設備の総容量に準じて取り扱います。 (ﾊ)当社との電気の需給契約における契約電力を接続送電サービス契約電力または臨時接続送電サービス契約電力とみなし，当社との電気の需給契約における契約電流を接続送電サービス契約電流または臨時接続送電サービス契約電流とみなし，当社との電気の需給契約における契約容量を接続送電サービス契約容量または臨時接続送電サービス契約容量とみなし，当社との電気の需給契約における臨時電灯Ａの契約負荷設備の総容量を電灯臨時定額接続送電サービスにおける契約負荷設備の総容量とみなします。 ~~ハ　40（給電指令の実施等）(7)において，当社との電気の需給契約を結んだ者を需要者とみなします。~~ ~~ニ~~　54（契約の廃止）(5)または56（解約等）(6)において，当社との電気の需給契約を接続供給契約とみなします。	といたします。 (ｲ)当社との電気の需給契約において，定額電灯または公衆街路灯Ａ（契約負荷設備の総容量が４００ボルトアンペア未満の場合に限ります。）が適用されている場合を電灯定額接続送電サービスが適用されている場合とみなします。 (ﾛ)当社との電気の需給契約において，公衆街路灯Ａ（契約負荷設備の総容量が４００ボルトアンペア以上の場合に限ります。）が適用されている場合，公衆街路灯Ａの契約負荷設備の総容量を電灯臨時定額接続送電サービスにおける契約負荷設備の総容量に準じて取り扱います。 (ﾊ)当社との電気の需給契約における契約電力を接続送電サービス契約電力または臨時接続送電サービス契約電力とみなし，当社との電気の需給契約における契約電流を接続送電サービス契約電流または臨時接続送電サービス契約電流とみなし，当社との電気の需給契約における契約容量を接続送電サービス契約容量または臨時接続送電サービス契約容量とみなし，当社との電気の需給契約における臨時電灯Ａの契約負荷設備の総容量を電灯臨時定額接続送電サービスにおける契約負荷設備の総容量とみなします。 ハ　54（契約の廃止）(5)または56（解約等）(6)において，当社との電気の需給契約を接続供給契約とみなします。
(7)２０２４年３月３１日までに接続供給に係る電気を発電または放電する発電場所で，イに定める近接性評価地域に立地している発電場所における系統設備効率化割引単価は，別表２（系統設備効率化割引の対象変電所等）(1)に定める系統設備効率化割引の対象変電所等および系統設備効率化割引単価の見直しまでの間，ロまたはハといたします。 イ近接性評価地域 次の地域を近接性評価地域といたします。	(7)２０２４年３月３１日までに接続供給に係る電気を発電または放電する発電場所で，イに定める近接性評価地域に立地している発電場所における系統設備効率化割引単価は，別表２（系統設備効率化割引の対象変電所等）(1)に定める系統設備効率化割引の対象変電所等および系統設備効率化割引単価の見直しまでの間，ロまたはハといたします。 イ　近接性評価地域 次の地域を近接性評価地域といたします。
県：富山県 市町村：富山市，高岡市，魚津市，滑川市，砺波市，舟橋村，入善町	県：富山県 市町村：富山市，高岡市，魚津市，滑川市，砺波市，舟橋村，入善町
ロ　受電電圧が標準電圧６，０００ボルト以下の場合の系統設備効率化割引単価	ロ　受電電圧が標準電圧６，０００ボルト以下の場合の系統設備効率化割引単価

託送供給等約款(2024.10.1 実施)	託送供給等約款(2025.4.1 実施)
22（系統連系受電サービス）(3)ハ(ﾛ)によって算定された系統設備効率化割引単価が，22（系統連系受電サービス）(3)ハ(ﾛ)の割引区分Ａ－２およびＢ－２を適用した場合に算定される系統設備効率化割引単価を下回る場合の系統設備効率化割引単価は，22（系統連系受電サービス）(3)ハ(ﾛ)にかかわらず，22（系統連系受電サービス）(3)ハ(ﾛ)の割引区分Ａ－２およびＢ－２を適用した場合に算定される系統設備効率化割引単価といたします。 ハ　受電電圧が標準電圧６，０００ボルトをこえる場合の系統設備効率化割引単価 22（系統連系受電サービス）(3)ハ(ﾛ)によって算定された系統設備効率化割引単価が，22（系統連系受電サービス）(3)ハ(ﾛ)の割引区分Ａ－２を適用した場合に算定される系統設備効率化割引単価を下回る場合の系統設備効率化割引単価は，22（系統連系受電サービス）(3)ハ(ﾛ)にかかわらず，22（系統連系受電サービス）(3)ハ(ﾛ)の割引区分Ａ－２を適用した場合に算定される系統設備効率化割引単価といたします。	22（系統連系受電サービス）(3)ハ(ﾛ)によって算定された系統設備効率化割引単価が，22（系統連系受電サービス）(3)ハ(ﾛ)の割引区分Ａ－２およびＢ－２を適用した場合に算定される系統設備効率化割引単価を下回る場合の系統設備効率化割引単価は，22（系統連系受電サービス）(3)ハ(ﾛ)にかかわらず，22（系統連系受電サービス）(3)ハ(ﾛ)の割引区分Ａ－２およびＢ－２を適用した場合に算定される系統設備効率化割引単価といたします。 ハ　受電電圧が標準電圧６，０００ボルトをこえる場合の系統設備効率化割引単価 22（系統連系受電サービス）(3)ハ(ﾛ)によって算定された系統設備効率化割引単価が，22（系統連系受電サービス）(3)ハ(ﾛ)の割引区分Ａ－２を適用した場合に算定される系統設備効率化割引単価を下回る場合の系統設備効率化割引単価は，22（系統連系受電サービス）(3)ハ(ﾛ)にかかわらず，22（系統連系受電サービス）(3)ハ(ﾛ)の割引区分Ａ－２を適用した場合に算定される系統設備効率化割引単価といたします。
~~15　２０２５年３月３１日までの給電指令の実施等についての特別措置~~ ~~この約款実施の日から２０２５年３月３１日までの期間における需要者の電気の使用または予備送電サービスの使用を制限または中止した場合の料金については，40（給電指令の実施等）(9)または(10)にかかわらず，次のとおりといたします。~~ ~~(1) 当社は，40（給電指令の実施等）(2)イ，ロ，ハ，トまたは(3)によって，需要者の電気の使用を制限し，または中止した場合には，次の割引を行ない料金を算定いたします。ただし，その原因が契約者，発電契約者，発電者または需要者の責めとなる理由による場合は，その部分については割引いたしません。~~ ~~イ　低圧で供給する場合または高圧で供給する場合で，接続送電サービス契約電力もしくは臨時接続送電サービス契約電力が５００キロワット未満となるとき。~~ ~~(ｲ) 割引の対象~~ ~~電灯定額接続送電サービスについては接続送電サービス料金とし，電灯臨時定額接続送電サービスおよび動力臨時定額接続送電サービスについては臨時接続送電サービス料金とし，その他については当該供給地点の接続送電サービスまたは臨時接続送電サービスの基本料金（力率割引	

託送供給等約款(2024.10.1 実施)	託送供給等約款(2025.4.1 実施)
~~または割増しの適用を受ける場合はその適用後の基本料金といたします。）といたします。ただし，33（料金の算定）(1)イ，ロ，ニ，ホ,ヘまたはリの場合は，制限または中止の日における契約内容に応じて算定される１月の金額といたします。~~ ~~(ﾛ)割引率~~ ~~１月中の制限し，または中止した延べ日数１日ごとに４パーセントといたします。~~ ~~(ﾊ) 制限または中止延べ日数の計算~~ ~~延べ日数は，１日のうち延べ１時間以上制限し，または中止した日を１日として計算いたします。~~ ~~ロ　高圧で供給する場合で，接続送電サービス契約電力もしくは臨時接続送電サービス契約電力が５００キロワット以上となるときまたは特別高圧で供給する場合~~ ~~(ｲ) 割引の対象~~ ~~当該供給地点の力率割引または割増し後の接続送電サービスまたは臨時接続送電サービスの基本料金といたします。ただし，33（料金の算定）(1)イ，ロ，ニ，ホ,ヘまたはリの場合は，制限または中止の日における契約内容に応じて算定される１月の金額といたします。~~ ~~(ﾛ)　割引率~~ ~~１月中の制限し，または中止した延べ時間数１時間ごとに０．２パーセントといたします。~~ ~~(ﾊ) 制限または中止延べ時間数の計算~~ ~~延べ時間数は，１回１０分以上の制限または中止の延べ時間とし，１時間未満の端数を生じた場合は，３０分以上は切り上げ，３０分未満は切り捨てます。~~ ~~なお，制限時間については，次の算式によって修正したうえで合計いたします。~~ ~~（算式）~~ ~~a　接続供給電力を制限した場合~~ ~~H’＝H × （D － d） ／ D~~ ~~H’＝ 修正時間~~ ~~H＝ 制限時間~~ ~~D＝ 当該供給地点の接続送電サービス契約電力または臨時接続送電サービス契約電力~~ ~~d＝ 制限時間中の当該供給地点の接続供給電力の最大値~~	

託送供給等約款(2024.10.1 実施)	託送供給等約款(2025.4.1 実施)
~~b　接続供給電力量を制限した場合~~ ~~H’＝Ｈ×（Ａ－Ｂ）／Ａ~~ ~~H’＝修正時間~~ ~~Ｈ＝制限時間~~ ~~Ａ＝制限指定時間中の当該供給地点の基準となる電力量~~ ~~Ｂ＝制限時間中の当該供給地点の接続供給電力量~~ ~~c　接続供給電力および接続供給電力量を同時に制限した時間については，ａによる修正時間またはｂによる修正時間のいずれか大きいものによります。~~ ~~(2) (1)による延べ日数または延べ時間数を計算する場合には，電気工作物の保守または増強のための工事の必要上当社が契約者に３日前までにお知らせして行なう制限または中止は，１月につき１日を限って計算に入れません。~~ ~~なお，契約者と当社との協議（分割接続供給の場合は，双方の契約者と当社との協議といたします。）が整った場合は，需要者に３日前までにお知らせしたことをもって契約者に３日前までにお知らせしたものとみなします。~~ ~~(3) 予備送電サービスの使用を制限し，または中止した場合には，(1)および(2)に準じて割引を行ない料金を算定いたします。~~	**15　災害救助法が適用された場合等の特別措置** ２０２５年４月１日以降に当社供給区域において災害が発生し，原則として災害発生日から１年以内に，当社供給区域内の地域が災害救助法第２条第３項に定める災害発生市町村または本部所管区域市町村の区域（以下「災害救助法適用地域」といいます。）として公示された場合，または当該災害が激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第２条第１項に定める激甚災害として指定され当社供給区域内の地域がその対象地域となった場合で，災害救助法の公示日または激甚災害の指定日が属する月から６月後の月の末日までに，当該災害により被害を受けた需要者（原則として災害救助法適用地域または激甚災害の対象地域の需要者に限ります。）の供給地点に係る託送供給について当該需要者に対して電気の供給を行なう契約者からこの特別措置の適用の申出があるとき（当社が分割接続供給を行なう供給地点においては，双方の契約者から申出がある場合に限ります。）または当該災害により被害を受けた発電者（原則として災害救助法適用地域または激甚災害の対象地域の発電者に限ります。）の受電地点に係る発電量調整供給について当該発電者もしくは当該発電量調整供給に係る発電契約者からこの特別措置の適用の申出があるときの料金お

託送供給等約款(2024.10.1 実施)	託送供給等約款(2025.4.1 実施)
	よび必要となるその他の供給条件は次のとおりといたします。 なお，当社は，需要者または発電者の被害状況を確認するため，必要に応じてり災証明書の提示を求める等の措置を講ずることがあります。 (1)災害により被害を受けた需要者の供給地点に係る接続送電サービス料金，臨時接続送電サービス料金および予備送電サービス料金について，災害発生日が属する月の前月の料金（支払期日が災害発生日以降となるものに限ります。），および災害発生日が属する月からその翌々月までの料金の供給側料金算定日を，18（料金）(1)にかかわらず，それぞれ１月延期いたします。 (2)災害により被害を受けた需要者の供給地点において，災害により被害を受けたときから引き続きまったく電気を使用しない場合には，災害発生日が属する月から６月後の月の末日までの間は，料金の算定期間ごとに次の割引を行ない料金を算定いたします。 イ　割引の対象 電灯定額接続送電サービスについては接続送電サービス料金とし，電灯臨時定額接続送電サービスおよび動力臨時定額接続送電サービスについては臨時接続送電サービス料金とし，その他については当該供給地点の接続送電サービスまたは臨時接続送電サービスの基本料金（力率割引または割増しの適用を受ける場合はその適用後の基本料金といたします。）といたします。ただし，33（料金の算定）(1)イ，ロ，ニ，ホ，ヘまたはリの場合は，まったく電気を使用しない日における契約内容に応じて算定される１月の金額といたします。 ロ　割引率 ハに定める割引日数１日ごとに４パーセントといたします。 ハ　割引日数 割引日数は，各月の料金の算定期間における，災害により被害を受けたときから引き続きまったく電気を使用しない期間の日数とし，30 分ごとの接続供給電力量等にもとづき当社との協議によって定めます。 (3)災害により被害を受けた需要者の供給地点において，災害により被害を受けたときから引き続きまったく予備送電サービスを使用しない場合には，災害発生日が属する月から６月後の月の末日までの間は，料金の算定期間ごとに(2)に準じて割引を行ない予備送電サービス料金を算定いたします。 (4)災害により被害を受けた需要者の供給地点において，災害により被害を受けたときから引き続きまったく電気を使用しないで，契約者が当該供給地点に係る接続供給を廃止された後，契約者が新たに当該供給地点に係る接続供給の申込みを行なった場合で，その申込みが災害発生日が属する月の６月後の

託送供給等約款(2024.10.1 実施)	託送供給等約款(2025.4.1 実施)
	月の末日までに行なわれ，かつ，その申込みが災害により被害を受けたときの当該供給地点に係る接続送電サービス契約電力等をこえないとき（分割接続供給の場合は，その申込みにもとづく１供給地点につき，１接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービス契約電力等が，災害により被害を受けたときの１供給地点につき，１接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービス契約電力等をこえないときに限ります。）は，71（供給地点への供給設備の工事費負担金）にかかわらず，その工事費負担金を申し受けません。 (5)契約者が，災害により被害を受けた需要者の供給地点において，再建等のため，20（臨時接続送電サービス）の申込みを行なった場合で，その申込みが災害発生日が属する月の６月後の月の末日までに行なわれたときは，73（臨時工事費）にかかわらず，その臨時工事費を申し受けません。 (6)災害により被害を受けた需要者の供給地点において，電気設備が災害のため復旧まで一時使用不能となった場合，18（料金）(1)にかかわらず，災害発生日が属する月から６月後の月の末日までの間は，その使用不能設備に相当する接続送電サービスの基本料金，臨時接続送電サービスの基本料金および予備送電サービス料金の割引を行ない料金を算定いたします。 (7)契約者が，災害により被害を受けた需要者の供給地点において，再建等のため，引込線，計量器，その付属装置，区分装置，通信設備および電流制限器等の取付位置の変更の申込みを災害発生日が属する月の６月後の月の末日までに行なった場合で，その供給方法が災害により被害を受けたときの供給方法と同一であるときは，63（引込線の接続），64（計量器等の取付け），65（電流制限器等の取付け）および66（通信設備等の施設）にかかわらず，原則として，その初回の工事に要した実費または実費相当額を申し受けません。 (8)災害により被害を受けた需要者の供給地点において，当社が分割接続供給を行なう場合で，(2)または(6)によって割引を行ない接続送電サービス料金または臨時接続送電サービス料金を算定するときは，(9)または(10)による料金の調整を行なうために，１供給地点につき，１接続送電サービスまたは１臨時接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービス料金または臨時接続送電サービス料金を，(2)または(6)に準じて割引を行ない算定いたします。 (9)災害により被害を受けた需要者の供給地点において，当社が分割接続供給を行ない，かつ，(2)または(6)によって割引を行ない接続送電サービス料金を算定する場合で，それぞれの契約者に係る接続送電サービス料金の合計と，(8)によって算定された１供給地点につき，１接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービス料金との間に差が生ずるときは，33（料金の算定）(12)に準じて接続送電サービス料金の調整を行ないます。

託送供給等約款(2024.10.1 実施)	託送供給等約款(2025.4.1 実施)
	(10)災害により被害を受けた需要者の供給地点において，当社が分割接続供給を行ない，かつ，(2)または(6)によって割引を行ない臨時接続送電サービス料金を算定する場合で，それぞれの契約者に係る臨時接続送電サービス料金の合計と，(8)によって算定された１供給地点につき，１臨時接続送電サービスを適用した場合の臨時接続送電サービス料金との間に差が生ずるときは，33（料金の算定）(13)に準じて臨時接続送電サービス料金の調整を行ないます。 (11)災害により被害を受けた需要者の供給地点において，当社が分割接続供給を行なう場合で，(3)または(6)によって割引を行ない予備送電サービス料金を算定するときは，(12)による料金の調整を行なうために，１供給地点につき，１予備送電サービスを適用した場合の予備送電サービス料金を，(3)または(6)に準じて割引を行ない算定いたします。 (12)災害により被害を受けた需要者の供給地点において，当社が分割接続供給を行ない，かつ，予備送電サービスをあわせて適用し，(3)または(6)によって割引を行ない予備送電サービス料金を算定する場合で，それぞれの契約者に係る予備送電サービス料金の合計と，(11)によって算定された１供給地点につき，１予備送電サービスを適用した場合の予備送電サービス料金との間に差が生ずるときは，33（料金の算定）(14)に準じて予備送電サービス料金の調整を行ないます。 (13)災害により被害を受けた発電者の受電地点に係る系統連系受電サービス料金について，災害発生日が属する月の前月の料金（支払期日が災害発生日以降となるものに限ります。），および災害発生日が属する月からその翌々月までの料金の支払期日を，34（支払義務の発生および支払期日）にかかわらず，それぞれ１月延期いたします。 (14)災害により被害を受けた発電者の受電地点において，災害により被害を受けたときから引き続きまったく発電または放電しない場合（他の発電量調整供給契約等と同一計量する場合等は，すべての発電量調整供給等に係る発電量調整受電電力量等が零であるときに限ります。）には，災害発生日が属する月から６月後の月の末日までの間は，料金の算定期間ごとに次の割引を行ない料金を算定いたします。 イ　割引の対象 当該受電地点の系統連系受電サービスの基本料金から系統設備効率化割引額を差し引いた金額といたします。ただし，33（料金の算定）（１）イ，ハ，ニ，トまたはチの場合は，まったく電気を発電または放電しない日における契約内容に応じて算定される１月の金額といたします。

託送供給等約款(2024.10.1 実施)	託送供給等約款(2025.4.1 実施)
	ロ　割引率 ハに定める割引日数１日ごとに４パーセントといたします。 ハ　割引日数 割引日数は，各月の料金の算定期間における，災害により被害を受けたときから引き続きまったく電気を発電または放電しない期間の日数とし，30分ごとの発電量調整受電電力量等にもとづき当社との協議によって定めます。 (15)災害により被害を受けた発電者の受電地点において，発電設備等が災害のため復旧まで一時運転不能となった場合，18（料金）(3)にかかわらず，災害発生日が属する月から６月後の月の末日までの間は，その運転不能設備に相当する系統連系受電サービスの基本料金の割引を行ない料金を算定いたします。 なお，この場合，その運転不能設備に相当する系統連系受電サービスの系統設備効率化割引は適用いたしません。

託送供給等約款(2024.10.1 実施)

別　　表

10　需要計画・調達計画・販売計画

需要計画・調達計画・販売計画の通知の期限および通知の内容は，次のとおりといたします。

対象期間		年間計画（第1年度，第2年度）	月間計画（翌月，翌々月）	週間計画（翌週，翌々週）	翌々日計画	翌日計画	当日計画
通知の期限		毎年10月31日	毎月1日	毎週水曜日午前10時	毎日午前10時	毎日午前12時	30分ごとの実需給の開始時刻の1時間前
通知の内容	需要想定値	各月の平日および休日の接続対象電力の最大値および最小値	各週の平日および休日の接続対象電力の最大値および最小値	電力広域的運営推進機関が指定する時刻の日ごとの接続対象電力	~~週間計画と同一の時刻の接続対象電力~~	30分ごとの接続対象電力量	
	需要想定値	各月の平日および休日の接続対象電力の最大	各週の平日および休日の接続対象	電力広域的運営推進機関が指定する時刻の日ごとの接続	~~週間計画と同一の時刻の接続対象電力に対す~~	30分ごとの接続対象電力量に対する発電契約者，契約者または需要抑制契約者毎の調達分お	

託送供給等約款(2025.4.1 実施)

別　　表

10　需要計画・調達計画・販売計画

需要計画・調達計画・販売計画の通知の期限および通知の内容は，次のとおりといたします。

対象期間		年間計画（第1年度，第2年度）	月間計画（翌月，翌々月）	週間計画（翌週，翌々週）	翌々日計画	翌日計画	当日計画
通知の期限		毎年10月31日	毎月1日	毎週水曜日午前10時	毎日午前10時	毎日午前12時	30分ごとの実需給の開始時刻の1時間前
通知の内容	需要想定値	各月の平日および休日の接続対象電力の最大値および最小値	各週の平日および休日の接続対象電力の最大値および最小値	電力広域的運営推進機関が指定する時刻の日ごとの接続対象電力	30分ごとの接続対象電力量		
	需要想定値	各月の平日および休日の接続対象電力の最大	各週の平日および休日の接続対象	電力広域的運営推進機関が指定する時刻の日ごとの接続対象電力に	30分ごとの接続対象電力量に対する発電契約者，契約者または需要抑制契約者毎の調達分および販売分の計画値		

託送供給等約款(2024.10.1 実施)						
	に対する調達計画・販売計画	値および最小値に対する発電契約者，契約者または需要抑制契約者毎の調達分および販売分の計画値	電力の最大値および最小値に対する発電契約者，契約者または需要抑制契約者毎の調達分および販売分の計画値	対象電力に対する発電契約者，契約者または需要抑制契約者毎の調達分および販売分の計画値	~~る発電契約者，契約者または需要抑制契約者毎の調達分および販売分の計画値~~	および販売分の計画値
		供給力未調達分の計画値 （自己等への電気の供給を行なう場合を除きます。）				—

（注１）需要計画・調達計画・販売計画は，当社所定の様式により提出していただきます。
（注２）年度とは，４月１日から翌年の３月３１日までの期間をいいます。
（注３）当社が供給区域の詳細な需給状況を把握する必要がある場合は，より詳細な断面を提出していただく場合があります。
（注４）~~翌々日~~計画以前において，連系線の利用に係る調達計画および販売計画がある場合には，当該利用に係る調達分ごとの計画値および当該利用に係る販売分ごとの計画値を提出していただきます。

11　発電計画・調達計画・販売計画

発電計画・調達計画・販売計画の通知の期限および通知の内容は，次のとおりといたします。

託送供給等約款(2025.4.1 実施)					
	に対する調達計画・販売計画	値および最小値に対する発電契約者，契約者または需要抑制契約者毎の調達分および販売分の計画値	電力の最大値および最小値に対する発電契約者，契約者または需要抑制契約者毎の調達分および販売分の計画値	対する発電契約者，契約者または需要抑制契約者毎の調達分および販売分の計画値	
		供給力未調達分の計画値 （自己等への電気の供給を行なう場合を除きます。）			—

（注１）需要計画・調達計画・販売計画は，当社所定の様式により提出していただきます。
（注２）年度とは，４月１日から翌年の３月３１日までの期間をいいます。
（注３）当社が供給区域の詳細な需給状況を把握する必要がある場合は，より詳細な断面を提出していただく場合があります。
（注４）週間計画以前において，連系線の利用に係る調達計画および販売計画がある場合には，当該利用に係る調達分ごとの計画値および当該利用に係る販売分ごとの計画値を提出していただきます。

11　発電計画・調達計画・販売計画

発電計画・調達計画・販売計画の通知の期限および通知の内容は，次のとおりといたします。

託送供給等約款(2024.10.1 実施)

対象期間		年間計画（第１年度，第２年度）	月間計画（翌月，翌々月）	週間計画（翌週，翌々週）	翌々日計画	翌日計画	当日計画
通知の期限		毎年 10 月 31 日	毎月１日	毎週水曜日 午前 10 時	毎日 午前 10 時	毎日 午前 12 時	30 分ごとの実需給の開始時刻の１時間前
通知の内容	発電計画	各月の平日および休日の発電量調整受電電力の最大値および最小値	各週の平日および休日の発電量調整受電電力の最大値および最小値	電力広域的運営推進機関が指定する時刻の日ごとの発電量調整受電電力	~~週間計画と同一の時刻の発電量調整受電電力~~	30 分ごとの発電量調整受電電力量	
	調達計画・販売計画	各月の平日および休日の発電量調整受電電力の最大値および最小値に対する契約者，発電契約者または需要抑制契約者毎の調達	各週の平日および休日の発電量調整受電電力の最大値および最小値に対する契約者，発電契約者または需要抑制契約者毎の調	電力広域的運営推進機関が指定する時刻の日ごとの発電量調整受電電力に対する契約者，発電契約者または需要抑制契約者毎の調達分および販売分の計画値	~~週間計画と同一の時刻の発電量調整受電電力に対する契約者，発電契約者または需要抑制契約者~~	30 分ごとの発電量調整受電電力量に対する契約者，発電契約者または需要抑制契約者毎の調達分および販売分の計画値	

託送供給等約款(2025.4.1 実施)

対象期間		年間計画（第１年度，第２年度）	月間計画（翌月，翌々月）	週間計画（翌週，翌々週）	翌々日計画	翌日計画	当日計画
通知の期限		毎年 10 月 31 日	毎月１日	毎週水曜日 午前 10 時	毎日 午前 10 時	毎日 午前 12 時	30 分ごとの実需給の開始時刻の１時間前
通知の内容	発電計画	各月の平日および休日の発電量調整受電電力の最大値および最小値	各週の平日および休日の発電量調整受電電力の最大値および最小値	電力広域的運営推進機関が指定する時刻の日ごとの発電量調整受電電力	30 分ごとの発電量調整受電電力量		
	調達計画・販売計画	各月の平日および休日の発電量調整受電電力の最大値および最小値に対する契約者，発電契約者または需要抑制契約者毎の調達	各週の平日および休日の発電量調整受電電力の最大値および最小値に対する契約者，発電契約者または需要抑制契約者毎の調	電力広域的運営推進機関が指定する時刻の日ごとの発電量調整受電電力に対する契約者，発電契約者または需要抑制契約者毎の調達分および販売分の計画値	30 分ごとの発電量調整受電電力量に対する契約者，発電契約者または需要抑制契約者毎の調達分および販売分の計画値		

託送供給等約款(2024.10.1 実施)								託送供給等約款(2025.4.1 実施)							
		分および販売分の計画値	達分および販売分の計画値		~~毎の調達分および販売分の計画値~~					分および販売分の計画値	達分および販売分の計画値				
	発電設備等の停止計画	作業の開始日時，作業の終了日時，停止内容，その他必要な項目		—	—	—	—		発電設備等の停止計画	作業の開始日時，作業の終了日時，停止内容，その他必要な項目		—	—		
		—	—	計画外作業						—	—	計画外作業			
				計画作業の変更分								計画作業の変更分			

（注１）発電計画・調達計画・販売計画は，当社所定の様式により提出していただきます。
（注２）年度とは，４月１日から翌年の３月３１日までの期間をいいます。
（注３）当社が系統運用上必要な場合および料金の算定上必要な場合は，発電場所別の発電計画もあわせて提出していただきます。
（注４）計画外作業および計画作業の変更分については，発生のつど，すみやかに提出していただきます。
（注５）当社が供給区域の詳細な需給状況を把握する必要がある場合は，より詳細な断面を提出していただく場合があります。
（注６）~~翌々日~~計画以前において，連系線の利用に係る調達計画および販売計画がある場合には，当該利用に係る調達分ごとの計画値および当該利用に係る販売分ごとの計画値を提出していただきます。

12　需要抑制計画・調達計画・販売計画・ベースライン

需要抑制計画・調達計画・販売計画・ベースラインの通知の期限および通知の内容は，次のとおりといたします。

託送供給等約款(2024.10.1 実施)

対象期間		年間計画（第１年度，第２年度）	月間計画（翌月，翌々月）	週間計画（翌週，翌々週）	翌々日計画	翌日計画	当日計画
通知の期限		毎年 10 月 31 日	毎月１日	毎週水曜日 午前 10 時	毎日 午前 10 時	毎日 午前 12 時	30 分ごとの実需給の開始時刻の１時間前
通知の内容	需要抑制計画	各月の平日および休日の需要抑制量調整受電電力の最大値および最小値	各週の平日および休日の需要抑制量調整受電電力の最大値および最小値	電力広域的運営推進機関が指定する時刻の日ごとの需要抑制量調整受電電力	~~週間計画と同一の時刻の需要抑制量調整受電電力~~	30 分ごとの需要抑制量調整受電電力量	
	調達計画・販売計画	各月の平日および休日の需要抑制量調整受電電力の最大値および最小値に対する契約者，発電契約者または需要抑制契約者毎	各週の平日および休日の需要抑制量調整受電電力の最大値および最小値に対する契約者，発電契約者または需要抑制契約者毎	電力広域的運営推進機関が指定する時刻の日ごとの需要抑制量調整受電電力に対する契約者，発電契約者または需要抑制契約	~~週間計画と同一の時刻の需要抑制量調整受電電力に対する契約者，発電契約者または需要抑制契~~	30 分ごとの需要抑制量調整受電電力量に対する契約者，発電契約者または需要抑制契約者毎の調達分および販売分の計画値	

託送供給等約款(2025.4.1 実施)

対象期間		年間計画（第１年度，第２年度）	月間計画（翌月，翌々月）	週間計画（翌週，翌々週）	翌々日計画	翌日計画	当日計画
通知の期限		毎年 10 月 31 日	毎月１日	毎週水曜日 午前 10 時	毎日 午前 10 時	毎日 午前 12 時	30 分ごとの実需給の開始時刻の１時間前
通知の内容	需要抑制計画	各月の平日および休日の需要抑制量調整受電電力の最大値および最小値	各週の平日および休日の需要抑制量調整受電電力の最大値および最小値	電力広域的運営推進機関が指定する時刻の日ごとの需要抑制量調整受電電力	<u>30 分ごとの需要抑制量調整受電電力量</u>		
	調達計画・販売計画	各月の平日および休日の需要抑制量調整受電電力の最大値および最小値に対する契約者，発電契約者または需要抑制契約者毎	各週の平日および休日の需要抑制量調整受電電力の最大値および最小値に対する契約者，発電契約者または需要抑制契約者毎の	電力広域的運営推進機関が指定する時刻の日ごとの需要抑制量調整受電電力に対する契約者，発電契約者または需要抑制契約者毎の調達分および販売分の計	<u>30 分ごとの需要抑制量調整受電電力量に対する契約者，発電契約者または需要抑制契約者毎の調達分および販売分の計画値</u>		

託送供給等約款(2024.10.1 実施)							
		の調達分および販売分の計画値	の調達分および販売分の計画値	者毎の調達分および販売分の計画値	~~約者毎の調達分および販売分の計画値~~		
	ベースライン	—	—	—	—	—	30 分ごとの値

（注１）需要抑制計画・調達計画・販売計画・ベースラインは，当社所定の様式により提出していただきます。
（注２）年度とは，４月１日から翌年の３月３１日までの期間をいいます。
（注３）当社が供給区域の詳細な需給状況を把握する必要がある場合は，より詳細な断面を提出していただく場合があります。
（注４）~~翌々日~~計画以前において，連系線の利用に係る調達計画および販売計画がある場合には，当該利用に係る調達分ごとの計画値および当該利用に係る販売分ごとの計画値を提出していただきます。

託送供給等約款(2025.4.1 実施)							
		の調達分および販売分の計画値	調達分および販売分の計画値	画値			
	ベースライン	—	—	—	—	—	30 分ごとの値

（注１）需要抑制計画・調達計画・販売計画・ベースラインは，当社所定の様式により提出していただきます。
（注２）年度とは，４月１日から翌年の３月３１日までの期間をいいます。
（注３）当社が供給区域の詳細な需給状況を把握する必要がある場合は，より詳細な断面を提出していただく場合があります。
（注４）週間計画以前において，連系線の利用に係る調達計画および販売計画がある場合には，当該利用に係る調達分ごとの計画値および当該利用に係る販売分ごとの計画値を提出していただきます。

託送供給等約款(2024.10.1 実施)	託送供給等約款(2025.4.1 実施)
別 冊　系統連系技術要件	**別 冊　系統連系技術要件**
第２章　発電設備等の連系に必要な技術要件（低圧）	**第２章　発電設備等の連系に必要な技術要件（低圧）**
２　運転可能周波数 発電設備等の連続運転可能周波数および運転可能周波数は，原則として次のとおりとしていただきます。 連続運転可能周波数：５８．２ヘルツをこえ６１．２ヘルツ以下 運転可能周波数　　：５７．０ヘルツ以上６１．８ヘルツ以下 なお，周波数低下時の運転継続時間は，５８．２ヘルツでは１０分程度以上，５７．６ヘルツでは１分程度以上としていただきます。また，周波数低下リレーの整定値は，原則として事故時運転継続要件（以下「ＦＲＴ要件」といいます。）の適用を受ける発電設備等の検出レベルは５７．０ヘルツ，それ以外は５８．２ヘルツ とし，検出時限は自動再閉路時間と協調が取れる範囲の最大値としていただ（協調が取れる範囲の最大値：２秒） ただし，逆変換装置を用いた発電設備等でＦＲＴ要件非適用の設備については，これによりません。	**２　運転可能周波数・並列時許容周波数** (1)運転可能周波数 発電設備等の連続運転可能周波数および運転可能周波数は，原則として次のとおりとしていただきます。 連続運転可能周波数：５８．２ヘルツをこえ６１．２ヘルツ以下 運転可能周波数　　：５７．０ヘルツ以上６１．８ヘルツ以下 なお，周波数低下時の運転継続時間は，５８．２ヘルツでは１０分程度以上，５７．６ヘルツでは１分程度以上としていただきます。また，周波数低下リレーの整定値は，原則として事故時運転継続要件（以下「ＦＲＴ要件」といいます。）の適用を受ける発電設備等の検出レベルは５７．０ヘルツ，それ以外は５８．２ヘルツ とし，検出時限は自動再閉路時間と協調が取れる範囲の最大値としていただ（協調が取れる範囲の最大値：２秒） ただし，逆変換装置を用いた発電設備等でＦＲＴ要件非適用の設備については，これによりません。 (2)並列時許容周波数 系統周波数を適正値に維持する必要があるため，並列時の周波数は並列時許容周波数以内としていただきます。なお，並列時許容周波数は，標準周波数＋０．１ヘルツ以下（設定可能範囲：標準周波数＋０．１～＋１．０ヘルツ）といたします。ただし，離島等系統固有の事由等により個別に協議させていただく場合があります。
５　需給バランス制約による発電設備等の出力の抑制 逆潮流のある発電設備等のうち，太陽光発電設備および風力発電設備ならびに蓄電池には，当社の求めに応じて，当社からの遠隔制御により０パーセントから１００パーセントの範囲（１パーセント刻み）で出力（自家消費分を除くことも可能といたします。）の抑制ができる機能を有する逆変換装置やその他必要な設備を設置する等の対策を実施していただきます。なお，ウィンドファ	**５　需給バランス制約による発電設備等の出力の抑制** 逆潮流のある発電設備等のうち，太陽光発電設備および風力発電設備ならびに蓄電池には，当社の求めに応じて，当社からの遠隔制御により０パーセントから１００パーセントの範囲（１パーセント刻み）で出力（自家消費分を除くことも可能といたします。）の抑制ができる機能を有する逆変換装置やその他必要な設備を設置する等の対策を実施していただきます。なお，ウィンドファ

託送供給等約款(2024.10.1 実施)	託送供給等約款(2025.4.1 実施)
ームとしての運用がない風力発電所やウィンドファームコントローラがない風力発電所については，技術的制約を踏まえ個別協議といたします。 　また，逆潮流のある発電設備等のうち，火力発電設備およびバイオマス発電設備（ただし，再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則〔平成２４年経済産業省令第４６号，以下「再生可能エネルギー特別措置法施行規則」といいます。〕に定める地域資源バイオマス発電設備であって，燃料貯蔵や技術に由来する制約等により出力の抑制が困難なものを除きます。）は，発電出力を技術的に合理的な範囲で最大限抑制し，多くとも５０パーセント以下に抑制するために必要な機能を具備していただきます。ただし，発電出力の抑制は，停止による対応も可能といたします。なお，自家消費を主な目的とした発電設備等については，個別の事情を踏まえ，対策の内容を協議させていただきます。	ームとしての運用がない風力発電所やウィンドファームコントローラがない風力発電所については，技術的制約を踏まえ個別協議といたします。 　また，逆潮流のある発電設備等のうち，火力発電設備およびバイオマス発電設備（ただし，再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則〔平成２４年経済産業省令第４６号，以下「再生可能エネルギー特別措置法施行規則」といいます。〕に定める地域資源バイオマス発電設備であって，燃料貯蔵や技術に由来する制約等により出力の抑制が困難なものを除きます。）は，発電出力を技術的に合理的な範囲で最大限抑制し，その最低出力を発電端の定格出力に対して，火力発電設備（混焼バイオマス発電設備を含みます。）については多くとも３０パーセント以下，バイオマス発電設備については多くとも５０パーセント以下に抑制するために必要な機能を具備していただきます。ただし，発電出力の抑制は，停止による対応も可能といたします。なお，自家消費を主な目的とした発電設備等については，個別の事情を踏まえ，対策の内容を協議させていただきます。実証設備の実証期間中の扱いについては，技術的制約を踏まえ個別に協議させていただき，実証期間終了後は，再協議させていただきます。
	12　発電機運転制御装置の付加 (1)周波数調整のための機能 イ　出力低下防止機能 　火力発電設備およびコージェネレーション設備（ガスタービン・ガスエンジンを採用したコージェネレーション設備を除きます。）は，周波数５８．８ヘルツまでは発電機出力を低下しない，周波数５８．８ヘルツを下回る場合は，１．２ヘルツ低下する毎に５パーセント以内の出力低下に抑える，または，一度出力低下しても回復する機能もしくは装置を具備していただきます。 　なお，周波数変動に鋭敏な負荷設備や，構内設備（発電用所内電源を除きます。）への電源供給維持のため，自立運転に移行する必要がある自家用発電設備等については，対策内容を協議させていただきます。
~~**12**~~　**接地方式** 　接地方式は，連系する系統に適合した方式としていただきます。	**13**　**接地方式** 　接地方式は，連系する系統に適合した方式としていただきます。
~~**13**~~　**直流流出防止変圧器の設置** 　逆変換装置を用いて発電設備等を連系する場合は，逆変換装置から直流が系	**14**　**直流流出防止変圧器の設置** 　逆変換装置を用いて発電設備等を連系する場合は，逆変換装置から直流が系

託送供給等約款(2024.10.1 実施)	託送供給等約款(2025.4.1 実施)
統へ流出することを防止するため，受電地点と逆変換装置との間に変圧器（単巻変圧器を除きます。）を設置していただきます。なお，設置する変圧器は，直流流出防止専用である必要はありません。 ただし，次のすべての条件に適合する場合は，変圧器の設置を省略することができるものといたします。 (1) 逆変換装置の交流出力側で直流を検出し，交流出力を停止する機能を有すること。 (2) 逆変換装置の直流回路が非接地であること，または逆変換装置に高周波変圧器を用いていること。	統へ流出することを防止するため，受電地点と逆変換装置との間に変圧器（単巻変圧器を除きます。）を設置していただきます。なお，設置する変圧器は，直流流出防止専用である必要はありません。 ただし，次のすべての条件に適合する場合は，変圧器の設置を省略することができるものといたします。 (1) 逆変換装置の交流出力側で直流を検出し，交流出力を停止する機能を有すること。 (2) 逆変換装置の直流回路が非接地であること，または逆変換装置に高周波変圧器を用いていること。
~~14~~ 電圧変動 (1) 常時電圧変動対策 連系する系統における低圧需要家の電圧を適正値（標準電圧１００ボルトに対しては１０１±６ボルト，標準電圧２００ボルトに対しては２０２±２０ボルトといたします。）以内に維持する必要があ~~るため，~~発電設備等の逆潮流により低圧需要家の電圧が適正値を逸脱するおそれがあるときは，進相無効電力制御機能または出力制御機能により自動的に電圧を調整する対策を行なっていただきます。なお，これにより対応できない場合は，配電線増強等の対策を行ないます。	**15 電圧変動** (1) 常時電圧変動対策 連系する系統における低圧需要家の電圧を適正値（標準電圧１００ボルトに対しては１０１±６ボルト，標準電圧２００ボルトに対しては２０２±２０ボルトといたします。）以内に維持する必要があります。なお，電圧規制点は構内負荷機器への影響を考慮し，原則として受電点といたします。ただし，系統側の電圧が電圧上限値に近い場合，発電設備等からの逆潮流の制限により発電電力量が低下する場合は，当該発電設備等設置者以外の低圧需要家への供給電圧が適正値を逸脱するおそれがないことを条件として，電圧規制点を引込柱といたします。発電設備等の逆潮流により低圧需要家の電圧が適正値を逸脱するおそれがあるときは，進相無効電力制御機能または出力制御機能により自動的に電圧を調整する対策を行なっていただきます。なお，これにより対応できない場合は，配電線増強等の対策を行ないます。 また，発電設備等のパワーコンディショナーは逆潮流による電圧上昇を抑制する対策として，次に示す対策を行っていただきます。 イ 発電設備等のパワーコンディショナーに，適正電圧範囲内で常に一定の力率（８０～１００パーセント[１パーセント刻み]）で進相運転を行う機能（力率一定制御）を有するものを用いること。 ロ 太陽光発電設備（複数直流入力の発電設備を含みます。）については，現時点における標準的な力率値９５パーセントに設定すること。ただし，連系点の潮流が順潮流状態の時は，力率を１００パーセントに制御してもよい。 なお，高圧配電線等の系統状況により個別に力率値を指定する場合には，力率値を変更していただきます。
(2) 瞬時電圧変動対策	(2) 瞬時電圧変動対策

託送供給等約款(2024.10.1 実施)	託送供給等約款(2025.4.1 実施)
発電設備等の並解列時の瞬時電圧変動は常時電圧の１０パーセント以内とし，次に示す対策を行なっていただきます。	発電設備等の並解列時の瞬時電圧変動は常時電圧の１０パーセント以内とし，次に示す対策を行なっていただきます。
イ　自励式の逆変換装置を用いた発電設備等の場合は，自動的に同期する機能を有するものを用いること。	イ　自励式の逆変換装置を用いた発電設備等の場合は，自動的に同期する機能を有するものを用いること。
ロ　他励式の逆変換装置を用いた発電設備等の場合で，並列時の瞬時電圧低下により系統の電圧が常時電圧から１０パーセントをこえて逸脱するおそれがあるときには，限流リアクトル等を設置すること。	ロ　他励式の逆変換装置を用いた発電設備等の場合で，並列時の瞬時電圧低下により系統の電圧が常時電圧から１０パーセントをこえて逸脱するおそれがあるときには，限流リアクトル等を設置すること。
ハ　同期発電機の場合は，制動巻線付きのもの（制動巻線を有しているものと同等以上の乱調防止効果を有する制動巻線付きでない同期発電機を含みます。）とするとともに自動同期検定装置を設置すること。	ハ　同期発電機の場合は，制動巻線付きのもの（制動巻線を有しているものと同等以上の乱調防止効果を有する制動巻線付きでない同期発電機を含みます。）とするとともに自動同期検定装置を設置すること。
ニ　二次励磁制御巻線形誘導発電機の場合は，自動同期検定機能を有するものを用いること。	ニ　二次励磁制御巻線形誘導発電機の場合は，自動同期検定機能を有するものを用いること。
ホ　誘導発電機の場合で，並列時の瞬時電圧低下により系統の電圧が常時電圧から１０パーセントをこえて逸脱するおそれがあるときは，限流リアクトル等を設置すること。なお，これにより対応できない場合には，同期発電機を用いる等の対策を行なっていただきます。	ホ　誘導発電機の場合で，並列時の瞬時電圧低下により系統の電圧が常時電圧から１０パーセントをこえて逸脱するおそれがあるときは，限流リアクトル等を設置すること。なお，これにより対応できない場合には，同期発電機を用いる等の対策を行なっていただきます。
ヘ　発電設備等の出力変動や頻繁な並解列が問題となる場合は，出力変動の抑制や並解列の頻度を低減する対策を行なうこと。	ヘ　発電設備等の出力変動や頻繁な並解列が問題となる場合は，出力変動の抑制や並解列の頻度を低減する対策を行なうこと。
(3) 電圧フリッカ対策	(3) 電圧フリッカ対策
発電設備等を設置する場合は，発電設備等の頻繁な並解列や出力変動，単独運転検出機能（能動的方式）による電圧フリッカにより適正値を逸脱するおそれがあるときは，次に示す電圧フリッカ対策等を行なっていただきます。なお，電圧フリッカ対策要否の判定基準例は，受電地点における電圧フリッカレベル（ΔＶ１０）を０．４５ボルト以下（当該設備のみの場合は，０．２３ボルト以下）に維持することといたします。	発電設備等を設置する場合は，発電設備等の頻繁な並解列や出力変動，単独運転検出機能（能動的方式）による電圧フリッカにより適正値を逸脱するおそれがあるときは，次に示す電圧フリッカ対策等を行なっていただきます。なお，電圧フリッカ対策要否の判定基準例は，受電地点における電圧フリッカレベル（ΔＶ１０）を０．４５ボルト以下（当該設備のみの場合は，０．２３ボルト以下）に維持することといたします。
イ　風力発電設備等の頻繁な並解列により電圧フリッカが適正値を逸脱するおそれがあるときには，静止型無効電力補償装置（以下「ＳＶＣ」といいます。）の設置やサイリスタ等によるソフトスタート機能を有する装置の設置，配電線の太線化等による系統インピーダンスの低減等の対策を行なうこと。なお，これにより対応できない場合には，配電線の増強等を行なうか，専用線による連系とすること。	イ　風力発電設備等の頻繁な並解列により電圧フリッカが適正値を逸脱するおそれがあるときには，静止型無効電力補償装置（以下「ＳＶＣ」といいます。）の設置やサイリスタ等によるソフトスタート機能を有する装置の設置，配電線の太線化等による系統インピーダンスの低減等の対策を行なうこと。なお，これにより対応できない場合には，配電線の増強等を行なうか，専用線による連系とすること。
ロ　風力発電設備等の出力変動により電圧フリッカが適正値を逸脱するおそれがあるときには，ＳＶＣの設置や配電線の太線化等による系統インピーダンスの低減等の対策を行なうこと。なお，これにより対応できない場合には，配電線の増強等を行なうか，専用線による連系とすること。	ロ　風力発電設備等の出力変動により電圧フリッカが適正値を逸脱するおそれがあるときには，ＳＶＣの設置や配電線の太線化等による系統インピーダンスの低減等の対策を行なうこと。なお，これにより対応できない場合には，配電線の増強等を行なうか，専用線による連系とすること。

託送供給等約款(2024.10.1 実施)	託送供給等約款(2025.4.1 実施)
ハ　単独運転検出機能（能動的方式）による電圧フリッカにより適正値を逸脱するおそれがあるとき（新型能動的方式を具備する場合等）は，無効電力発振の予兆を検出して無効電力の注入を一時的に停止する機能を有する装置の設置等の対策を行なうこと。 また，単独運転検出機能（能動的方式）による電圧フリッカにより，系統運用に支障が発生した場合または発生するおそれがある場合には，発電設備等設置者は当社と協議のうえ，単独運転検出に影響のない範囲で，周波数フィードバックゲインや無効電力の注入量の上下限値の変更等により，配電線に注入する無効電力の注入量を低減する等の対策を講じること。なお，ソフトウェア改修不可等で対応できない場合については，機器取替や対応時期等を含めて個別協議とすること。	ハ　単独運転検出機能（能動的方式）による電圧フリッカにより適正値を逸脱するおそれがあるとき（新型能動的方式を具備する場合等）は，発生する電圧フリッカの電圧変動周期にかかわらず無効電力発振の予兆を検出して無効電力の注入を一時的に停止する機能を有する装置の設置等の対策を行なうこと。 また，単独運転検出機能（能動的方式）による電圧フリッカにより，系統運用に支障が発生した場合または発生するおそれがある場合には，発電設備等設置者は当社と協議のうえ，単独運転検出に影響のない範囲で，周波数フィードバックゲインや無効電力の注入量の上下限値の変更等により，配電線に注入する無効電力の注入量を低減する等の対策を講じること。なお，ソフトウェア改修不可等で対応できない場合については，機器取替や対応時期等を含めて個別協議とすること。
~~15~~　短絡容量 発電設備等の連系により系統の短絡容量が他者のしゃ断器のしゃ断容量等を上回るおそれがある場合は，短絡電流を制限する装置（限流リアクトル等）を設置していただきます。	**16　短絡容量** 発電設備等の連系により系統の短絡容量が他者のしゃ断器のしゃ断容量等を上回るおそれがある場合は，短絡電流を制限する装置（限流リアクトル等）を設置していただきます。
~~16~~　過電流引き外し素子を有するしゃ断器の設置 単相３線式の電気方式に連系する場合であって，負荷の不平衡と発電設備等の逆潮流により中性線に負荷線以上の過電流が生じるおそれがあるときは，需要設備および発電設備等の並列点よりも系統側に，３極に過電流引き外し素子を有するしゃ断器を設置していただきます。	**17　過電流引き外し素子を有するしゃ断器の設置** 単相３線式の電気方式に連系する場合であって，負荷の不平衡と発電設備等の逆潮流により中性線に負荷線以上の過電流が生じるおそれがあるときは，需要設備および発電設備等の並列点よりも系統側に，３極に過電流引き外し素子を有するしゃ断器を設置していただきます。
~~17~~　発電設備等の種類 逆潮流ありの連系とすることができる発電設備等は，逆変換装置を用いた発電設備等に限ります。ただし，逆変換装置を用いない場合でも，逆変換装置を用いた連系の場合と同等の単独運転検出および解列ができ，他の需要家へ影響を及ぼすおそれがない場合に限り，逆潮流ありの連系とすることができます。	**18　発電設備等の種類** 逆潮流ありの連系とすることができる発電設備等は，逆変換装置を用いた発電設備等に限ります。ただし，逆変換装置を用いない場合でも，逆変換装置を用いた連系の場合と同等の単独運転検出および解列ができ，他の需要家へ影響を及ぼすおそれがない場合に限り，逆潮流ありの連系とすることができます。
~~18~~　発電機諸元 当社の求めに応じて，次の諸元を提出していただきます。（第３者認証機関発行の認証証明書による提供も可能といたします。）なお，必要に応じて，記載されていない諸元等，最新の諸元等を提供していただくことがあります。	**19　発電機諸元** 当社の求めに応じて，次の諸元を提出していただきます。（第３者認証機関発行の認証証明書による提供も可能といたします。）なお，必要に応じて，記載されていない諸元等，最新の諸元等を提供していただくことがあります。

託送供給等約款(2024.10.1 実施)		
電源種	設備	諸元
共通	発電プラント	定格（定格容量，定格出力，台数，定格電圧）
		力率（定格，運転可能範囲）
		単線結線図，系統並解列箇所
	構内設備	高調波発生機器と高調波対策資料
		電圧フリッカの発生源と対策設備資料
	保護装置	設置要素
		設置場所
		設置相数
		解列箇所
		整定範囲
		整定値
		シーケンスブロック
逆変換装置	発電プラント制御装置	メーカ，型式
		単独運転検出方式，整定値
		逆変換装置の容量
		ＦＲＴ要件の適用有無
風力	発電プラント制御装置	蓄電池，ウィンドファームコントローラの有無
蓄電池	発電プラント	蓄電容量

託送供給等約款(2025.4.1 実施)		
電源種	設備	諸元
共通	発電プラント	定格（定格容量，定格出力，台数，定格電圧）
		力率（定格，運転可能範囲）
		単線結線図，系統並解列箇所
	構内設備	高調波発生機器と高調波対策資料
		電圧フリッカの発生源と対策設備資料
	保護装置	設置要素
		設置場所
		設置相数
		解列箇所
		整定範囲
		整定値
		シーケンスブロック
逆変換装置	発電プラント制御装置	メーカ，型式
		単独運転検出方式，整定値
		逆変換装置の容量
		ＦＲＴ要件の適用有無
風力	発電プラント制御装置	蓄電池，ウィンドファームコントローラの有無
蓄電池	発電プラント	蓄電容量

託送供給等約款(2024.10.1 実施)	託送供給等約款(2025.4.1 実施)
~~19~~　サイバーセキュリティ対策 自家用電気工作物（発電事業の用に供するものおよび小規模事業用電気工作物を除~~く~~）に係る遠隔監視システムおよび制御システムは，「自家用電気工作物に係るサイバーセキュリティの確保に関するガイドライン」に準拠した対策を講じていただきます。 上記以外の発電設備等については，サイバー攻撃による発電設備等の異常動作を防止し，または発電設備等がサイバー攻撃を受けた場合にすみやかな異常の除去，影響範囲の局限化等を行なうために次のとおり，適切なサイバーセキュリティ対策を講じていただきます。 (1)外部ネットワークや他ネットワークを通じた発電設備等の制御に係るシステムへの影響を最小化するための対策を講じること。 (2) 発電設備等の制御に係るシステムには，マルウェアの侵入防止対策を講じること。 (3) 発電者と当社との間で迅速かつ的確な情報連絡を行い，すみやかに必要な措置を講じる必要があるため，発電設備等に関し，セキュリティ管理責任者を設置するとともに，氏名および一般加入電話番号，または携帯電話番号を通知すること。	**20　サイバーセキュリティ対策** 自家用電気工作物（発電事業の用に供するものおよび小規模事業用電気工作物を除きます。）に係る遠隔監視システムおよび制御システムは，「自家用電気工作物に係るサイバーセキュリティの確保に関するガイドライン」に準拠した対策を講じていただきます。 上記以外の発電設備等については，サイバー攻撃による発電設備等の異常動作を防止し，または発電設備等がサイバー攻撃を受けた場合にすみやかな異常の除去，影響範囲の局限化等を行なうために次のとおり，適切なサイバーセキュリティ対策を講じていただきます。 (1)外部ネットワークや他ネットワークを通じた発電設備等の制御に係るシステムへの影響を最小化するための対策を講じること。 (2) 発電設備等の制御に係るシステムには，マルウェアの侵入防止対策を講じること。 (3) 発電者と当社との間で迅速かつ的確な情報連絡を行い，すみやかに必要な措置を講じる必要があるため，発電設備等に関し，セキュリティ管理責任者を設置するとともに，氏名および一般加入電話番号，または携帯電話番号を通知すること。

託送供給等約款(2024.10.1 実施)	託送供給等約款(2025.4.1 実施)
第４章　発電設備等の連系に必要な技術要件（高圧）	**第４章　発電設備等の連系に必要な技術要件（高圧）**
２　運転可能周波数 発電設備等の連続運転可能周波数および運転可能周波数は，原則として次のとおりとしていただきます。 連続運転可能周波数：５８．２ヘルツをこえ６１．０ヘルツ以下 運転可能周波数　　：５７．０ヘルツ以上６１．８ヘルツ以下 なお，周波数低下時の運転継続時間は，５８．２ヘルツでは１０分程度以上，５７．６ヘルツでは１分程度以上としていただきます。また，周波数低下リレーの整定値は，原則としてＦＲＴ要件の適用を受ける発電設備等の検出レベルは５７．０ヘルツ，それ以外は５８．２ヘルツとし，検出時限は自動再閉路時間と協調が取れる範囲の最大値としていただきます。(協調が取れる範囲の最大値：２秒) ただし，逆変換装置を用いた発電設備等でＦＲＴ要件非適用の設備については，これによりません。	**２　運転可能周波数・並列時許容周波数** (1)運転可能周波数 発電設備等の連続運転可能周波数および運転可能周波数は，原則として次のとおりとしていただきます。 連続運転可能周波数：５８．２ヘルツをこえ６１．０ヘルツ以下 運転可能周波数　　：５７．０ヘルツ以上６１．８ヘルツ以下 なお，周波数低下時の運転継続時間は，５８．２ヘルツでは１０分程度以上，５７．６ヘルツでは１分程度以上としていただきます。また，周波数低下リレーの整定値は，原則としてＦＲＴ要件の適用を受ける発電設備等の検出レベルは５７．０ヘルツ，それ以外は５８．２ヘルツとし，検出時限は自動再閉路時間と協調が取れる範囲の最大値としていただきます。(協調が取れる範囲の最大値：２秒) ただし，逆変換装置を用いた発電設備等でＦＲＴ要件非適用の設備については，これによりません。 (2)並列時許容周波数 系統周波数を適正値に維持する必要があるため，並列時の周波数は並列時許容周波数以内としていただきます。なお，並列時許容周波数は，標準周波数＋０．１ヘルツ以下（設定可能範囲：標準周波数＋０．１～＋１．０ヘルツ）といたします。ただし，離島等系統固有の事由等により個別に協議させていただく場合があります。
５　需給バランス制約による発電設備等の出力の抑制 逆潮流のある発電設備等のうち，太陽光発電設備および風力発電設備ならびに蓄電池には，当社の求めに応じて，当社からの遠隔制御により０パーセントから１００パーセントの範囲（１パーセント刻み）で出力（自家消費分を除くことも可能といたします。）の抑制ができる機能を有する逆変換装置やその他必要な設備を設置する等の対策を実施していただきます。なお，ウィンドファームとしての運用がない風力発電所やウィンドファームコントローラがない風力発電所については，技術的制約を踏まえ個別協議といたします。 また，逆潮流のある発電設備等のうち，火力発電設備およびバイオマス発電設備（ただし，再生可能エネルギー特別措置法施行規則に定める地域資源バイ	**５　需給バランス制約による発電設備等の出力の抑制** 逆潮流のある発電設備等のうち，太陽光発電設備および風力発電設備ならびに蓄電池には，当社の求めに応じて，当社からの遠隔制御により０パーセントから１００パーセントの範囲（１パーセント刻み）で出力（自家消費分を除くことも可能といたします。）の抑制ができる機能を有する逆変換装置やその他必要な設備を設置する等の対策を実施していただきます。なお，ウィンドファームとしての運用がない風力発電所やウィンドファームコントローラがない風力発電所については，技術的制約を踏まえ個別協議といたします。 また，逆潮流のある発電設備等のうち，火力発電設備およびバイオマス発電設備（ただし，再生可能エネルギー特別措置法施行規則に定める地域資源バイ

託送供給等約款(2024.10.1 実施)	託送供給等約款(2025.4.1 実施)
オマス発電設備であって，燃料貯蔵や技術に由来する制約等により出力の抑制が困難なものを除きます。）は，発電出力を技術的に合理的な範囲で最大限抑制し，多くとも５０パーセント以下に抑制するために必要な機能を具備していただきます。ただし，発電出力の抑制は，停止による対応も可能といたします。なお，自家消費を主な目的とした発電設備等については，個別の事情を踏まえ，対策の内容を協議させていただきます。	オマス発電設備であって，燃料貯蔵や技術に由来する制約等により出力の抑制が困難なものを除きます。）は，発電出力を技術的に合理的な範囲で最大限抑制し，その最低出力を発電端の定格出力に対して，火力発電設備（混焼バイオマス発電設備を含みます。）については多くとも３０パーセント以下，バイオマス発電設備については多くとも５０パーセント以下に抑制するために必要な機能を具備していただきます。ただし，発電出力の抑制は，停止による対応も可能といたします。なお，自家消費を主な目的とした発電設備等については，個別の事情を踏まえ，対策の内容を協議させていただきます。実証設備の実証期間中の扱いについては，技術的制約を踏まえ個別に協議させていただき，実証期間終了後は，再協議させていただきます。
	14　発電機運転制御装置の付加 (1)周波数調整のための機能 イ　出力低下防止機能 火力発電設備およびコージェネレーション設備（ガスタービン・ガスエンジンを採用したコージェネレーション設備を除きます。）は，周波数５８．８ヘルツまでは発電機出力を低下しない，周波数５８．８ヘルツを下回る場合は，１．２ヘルツ低下する毎に５パーセント以内の出力低下に抑える，または，一度出力低下しても回復する機能もしくは装置を具備していただきます。 なお，周波数変動に鋭敏な負荷設備や，構内設備（発電用所内電源を除きます。）への電源供給維持のため，自立運転に移行する必要がある自家用発電設備等については，対策内容を協議させていただきます。
~~14~~　**接地方式** 接地方式は，連系する系統に適合した方式としていただきます。	**15　接地方式** 接地方式は，連系する系統に適合した方式としていただきます。
~~15~~　**直流流出防止変圧器の設置** 逆変換装置を用いて発電設備等を連系する場合は，逆変換装置から直流が系統へ流出することを防止するため，受電地点と逆変換装置との間に変圧器（単巻変圧器を除きます。）を設置していただきます。なお，設置する変圧器は，直流流出防止専用である必要はありません。 ただし，次のすべての条件に適合する場合は，変圧器の設置を省略することができるものといたします。 (1) 逆変換装置の交流出力側で直流を検出し，交流出力を停止する機能を有す	**16　直流流出防止変圧器の設置** 逆変換装置を用いて発電設備等を連系する場合は，逆変換装置から直流が系統へ流出することを防止するため，受電地点と逆変換装置との間に変圧器（単巻変圧器を除きます。）を設置していただきます。なお，設置する変圧器は，直流流出防止専用である必要はありません。 ただし，次のすべての条件に適合する場合は，変圧器の設置を省略することができるものといたします。 (1) 逆変換装置の交流出力側で直流を検出し，交流出力を停止する機能を有す

託送供給等約款(2024.10.1 実施)	託送供給等約款(2025.4.1 実施)
ること。 (2) 逆変換装置の直流回路が非接地であること，または逆変換装置に高周波変圧器を用いていること。	ること。 (2) 逆変換装置の直流回路が非接地であること，または逆変換装置に高周波変圧器を用いていること。
~~16~~ 電圧変動 (1) 常時電圧変動対策 連系する系統における低圧需要家の電圧を適正値（標準電圧１００ボルトに対しては１０１±６ボルト，標準電圧２００ボルトに対しては２０２±２０ボルトといたします。）以内に維持する必要があるため，発電設備等の解列による電圧低下や逆潮流による系統の電圧上昇等により適正値を逸脱するおそれがあるときは，次に示す電圧変動対策を行なっていただきます。なお，これにより対応できない場合には，配電線新設による負荷分割等の配電線増強や専用線による連系を行なう等の対策を行ないます。 イ　発電設備等の脱落等により低圧需要家の電圧が適正値を逸脱するおそれがあるときには，自動的に負荷を制限する~~こと~~。 ロ　発電設備等の逆潮流により低圧需要家の電圧が適正値を逸脱するおそれがあるときには，自動的に電圧を調整すること。	**17 電圧変動** (1) 常時電圧変動対策 連系する系統における低圧需要家の電圧を適正値（標準電圧１００ボルトに対しては１０１±６ボルト，標準電圧２００ボルトに対しては２０２±２０ボルトといたします。）以内に維持する必要があるため，発電設備等の解列による電圧低下や逆潮流による系統の電圧上昇等により適正値を逸脱するおそれがあるときは，次に示す電圧変動対策を行なっていただきます。なお，これにより対応できない場合には，配電線新設による負荷分割等の配電線増強や専用線による連系を行なう等の対策を行ないます。 イ　発電設備等の脱落等により低圧需要家の電圧が適正値を逸脱するおそれがあるときには，自動的に負荷を制限する。または，適正な電圧が維持できる範囲まで自動的に負荷を制限する自動負荷しゃ断装置を設置すること。 ロ　発電設備等の逆潮流により低圧需要家の電圧が適正値を逸脱するおそれがあるときには，自動的に電圧を調整すること。 また，受電点および発電端の力率は，協議により決定することとするが，高圧配電線等の系統状況により個別に力率値を指定する場合には，力率値を変更すること。 この自動電圧調整の手段としては，逆潮流電力の大きさや発電設備等の形式により，以下の４方式等から選択することとなる。 (ｲ)発電設備等を一定の遅相で運転して，一定値以上の逆潮流が発生するときに力率改善用コンデンサ（一般には開放）で受電点の力率を所定力率に調整すること。 (ﾛ)発電設備等を一定の進相で運転して，一定値以上の逆潮流が発生するときに力率改善用コンデンサで受電点の力率を所定力率に調整すること。 (ﾊ)一定値以上の逆潮流が発生するときに，力率改善用コンデンサを一定値まで減じ，かつ発電設備等の無効電力出力を制御して受電点の力率を所定力率に調整すること。ただし，発電設備等の無効電力出力が限界値となる場合には，有効電力を減ずることで電圧上昇の抑制をするとともに受電点の力率を所定力率に調整すること。 (ﾆ)パワーコンディショナーの力率一定制御（８０～１００パーセント[１

託送供給等約款(2024.10.1 実施)	託送供給等約款(2025.4.1 実施)
	パーセント刻み]で進相または遅相運転）またはＳＶＣの制御等により，受電点の力率を所定力率に調整すること。
(2) 瞬時電圧変動対策 発電設備等の並解列時の瞬時電圧変動は常時電圧の１０パーセント以内とし，次に示す対策を行なっていただきます。 イ　同期発電機の場合は，制動巻線付きのもの（制動巻線を有しているものと同等以上の乱調防止効果を有する制動巻線付きでない同期発電機を含みます。）とするとともに自動同期検定装置を設置すること。 ロ　二次励磁制御巻線形誘導発電機の場合は，自動同期検定機能を有するものを用いること。 ハ　誘導発電機の場合で，並列時の瞬時電圧低下により系統の電圧が常時電圧から１０パーセントをこえて逸脱するおそれがあるときは，限流リアクトル等を設置すること。なお，これにより対応できない場合には，同期発電機を用いる等の対策を行なっていただきます。 ニ　自励式の逆変換装置を用いた発電設備等の場合は，自動的に同期する機能を有するものを用いること。 ホ　他励式の逆変換装置を用いた発電設備等の場合で，並列時の瞬時電圧低下により系統の電圧が常時電圧から１０パーセントをこえて逸脱するおそれがあるときは，限流リアクトル等を設置すること。 ヘ　発電設備等の出力変動や頻繁な並解列が問題となる場合は，出力変動の抑制や並解列の頻度を低減する対策を行なうこと。 ト　連系用変圧器加圧時の励磁突入電流による瞬時電圧低下により，系統の電圧が常時電圧から１０パーセントをこえて逸脱するおそれがあるときは，その抑制対策を実施すること。	(2) 瞬時電圧変動対策 発電設備等の並解列時の瞬時電圧変動は常時電圧の１０パーセント以内とし，次に示す対策を行なっていただきます。 イ　同期発電機の場合は，制動巻線付きのもの（制動巻線を有しているものと同等以上の乱調防止効果を有する制動巻線付きでない同期発電機を含みます。）とするとともに自動同期検定装置を設置すること。 ロ　二次励磁制御巻線形誘導発電機の場合は，自動同期検定機能を有するものを用いること。 ハ　誘導発電機の場合で，並列時の瞬時電圧低下により系統の電圧が常時電圧から１０パーセントをこえて逸脱するおそれがあるときは，限流リアクトル等を設置すること。なお，これにより対応できない場合には，同期発電機を用いる等の対策を行なっていただきます。 ニ　自励式の逆変換装置を用いた発電設備等の場合は，自動的に同期する機能を有するものを用いること。 ホ　他励式の逆変換装置を用いた発電設備等の場合で，並列時の瞬時電圧低下により系統の電圧が常時電圧から１０パーセントをこえて逸脱するおそれがあるときは，限流リアクトル等を設置すること。 ヘ　発電設備等の出力変動や頻繁な並解列が問題となる場合は，出力変動の抑制や並解列の頻度を低減する対策を行なうこと。 ト　連系用変圧器加圧時の励磁突入電流による瞬時電圧低下により，系統の電圧が常時電圧から１０パーセントをこえて逸脱するおそれがあるときは，その抑制対策を実施すること。
(3) 電圧フリッカ対策 発電設備等を設置する場合は，発電設備等の頻繁な並解列や出力変動，単独運転検出機能（能動的方式）による電圧フリッカにより適正値を逸脱するおそれがあるときは，次に示す電圧フリッカ対策等を行なっていただきます。なお，電圧フリッカ対策要否の判定基準例は，受電地点における電圧フリッカレベル（ΔＶ１０）を０．４５ボルト以下（当該設備のみの場合は，０．２３ボルト以下）に維持することといたします。 イ　風力発電設備等の頻繁な並解列により電圧フリッカが適正値を逸脱するおそれがあるときには，ＳＶＣの設置やサイリスタ等によるソフトスタート機能を有する装置の設置，配電線の太線化等による系統インピーダンスの低減等の対策を行なうこと。なお，これにより対応できない場合には，	(3) 電圧フリッカ対策 発電設備等を設置する場合は，発電設備等の頻繁な並解列や出力変動，単独運転検出機能（能動的方式）による電圧フリッカにより適正値を逸脱するおそれがあるときは，次に示す電圧フリッカ対策等を行なっていただきます。なお，電圧フリッカ対策要否の判定基準例は，受電地点における電圧フリッカレベル（ΔＶ１０）を０．４５ボルト以下（当該設備のみの場合は，０．２３ボルト以下）に維持することといたします。 イ　風力発電設備等の頻繁な並解列により電圧フリッカが適正値を逸脱するおそれがあるときには，ＳＶＣの設置やサイリスタ等によるソフトスタート機能を有する装置の設置，配電線の太線化等による系統インピーダンスの低減等の対策を行なうこと。なお，これにより対応できない場合には，

託送供給等約款(2024.10.1 実施)	託送供給等約款(2025.4.1 実施)
配電線の増強等を行なうか，専用線による連系とすること。 ロ　風力発電設備等の出力変動により電圧フリッカが適正値を逸脱するおそれがあるときには，ＳＶＣの設置や配電線の太線化等による系統インピーダンスの低減等の対策を行なうこと。なお，これにより対応できない場合には，配電線の増強等を行なうか，専用線による連系とすること。 ハ　単独運転検出機能（能動的方式）による電圧フリッカにより適正値を逸脱するおそれがあるときは，系統や当該発電設備等設置者以外の者への悪影響がない範囲の能動信号の変動量や正帰還ゲインの大きさとすること。また，連系当初は許容できる範囲の能動信号であっても，将来の系統状況の変化や発電設備等の連系量増加等によって，配電線に注入する無効電力の注入量が過剰となり，連系当初は発振しない発電設備等も含め無効電力が発振し電圧フリッカが発生することがあるため，能動信号の変動量や正帰還ゲインの大きさを変更できる機構としておくこと。 また，単独運転検出機能（能動的方式）による電圧フリッカにより，系統運用に支障が発生した場合または発生するおそれがある場合には，発電設備等設置者は当社と協議のうえ，単独運転検出に影響の無い範囲で，能動信号の変動量や正帰還ゲインの大きさの変更等により，配電線に注入する無効電力の注入量を低減する等の対策を講じること。なお，ソフトウェア改修不可等で対応できない場合については，機器取替や対応時期等を含めて個別協議とすること。	配電線の増強等を行なうか，専用線による連系とすること。 ロ　風力発電設備等の出力変動により電圧フリッカが適正値を逸脱するおそれがあるときには，ＳＶＣの設置や配電線の太線化等による系統インピーダンスの低減等の対策を行なうこと。なお，これにより対応できない場合には，配電線の増強等を行なうか，専用線による連系とすること。 ハ　単独運転検出機能（能動的方式）による電圧フリッカにより適正値を逸脱するおそれがあるときは，系統や当該発電設備等設置者以外の者への悪影響がない範囲の能動信号の変動量や正帰還ゲインの大きさとすること。また，連系当初は許容できる範囲の能動信号であっても，将来の系統状況の変化や発電設備等の連系量増加等によって，配電線に注入する無効電力の注入量が過剰となり，連系当初は発振しない発電設備等も含め無効電力が発振し電圧フリッカが発生することがあるため，能動信号の変動量や正帰還ゲインの大きさを変更できる機構としておくこと。 また，単独運転検出機能（能動的方式）による電圧フリッカにより，系統運用に支障が発生した場合または発生するおそれがある場合には，発電設備等設置者は当社と協議のうえ，単独運転検出に影響の無い範囲で，能動信号の変動量や正帰還ゲインの大きさの変更等により，配電線に注入する無効電力の注入量を低減する等の対策を講じること。なお，ソフトウェア改修不可等で対応できない場合については，機器取替や対応時期等を含めて個別協議とすること。
~~17~~　短絡容量 発電設備等の連系により系統の短絡容量が他者のしゃ断器のしゃ断容量等を上回るおそれがある場合は，短絡電流を制限する装置（限流リアクトル等）を設置していただきます。	**18　短絡容量** 発電設備等の連系により系統の短絡容量が他者のしゃ断器のしゃ断容量等を上回るおそれがある場合は，短絡電流を制限する装置（限流リアクトル等）を設置していただきます。
~~18~~　発電機定数・諸元 発電機並列時の短絡電流抑制対策等の面から，発電機定数を当社から指定させていただく場合があります。 また，当社の求めに応じて，次の諸元を提出していただきます。（第３者認証機関発行の認証証明書による提供も可能といたします。）なお，必要に応じて，記載されていない諸元等，最新の諸元等を提供していただくことがあります。	**19　発電機定数・諸元** 発電機並列時の短絡電流抑制対策等の面から，発電機定数を当社から指定させていただく場合があります。 また，当社の求めに応じて，次の諸元を提出していただきます。（第３者認証機関発行の認証証明書による提供も可能といたします。）なお，必要に応じて，記載されていない諸元等，最新の諸元等を提供していただくことがあります。
電源種 / 設備 / 諸元	電源種 / 設備 / 諸元

託送供給等約款(2024.10.1 実施)			託送供給等約款(2025.4.1 実施)		
共通	発電プラント	定格（定格容量，定格出力，台数，定格電圧）	共通	発電プラント	定格（定格容量，定格出力，台数，定格電圧）
		最低出力			最低出力
		所内負荷（定格，最低）			所内負荷（定格，最低）
		力率（定格，運転可能範囲）			力率（定格，運転可能範囲）
		運転可能周波数の範囲			運転可能周波数の範囲
		単線結線図，系統並解列箇所			単線結線図，系統並解列箇所
	構内設備	自家消費電力の最大値，最小値		構内設備	自家消費電力の最大値，最小値
		総合負荷力率			総合負荷力率
		高調波発生機器と高調波対策資料			高調波発生機器と高調波対策資料
		電圧フリッカの発生源と対策設備資料			電圧フリッカの発生源と対策設備資料
	受電用変圧器，連系用変圧器	定格（定格容量，定格電圧）		受電用変圧器，連系用変圧器	定格（定格容量，定格電圧）
		インピーダンス（変圧器定格容量ベース）			インピーダンス（変圧器定格容量ベース）
		制御方式，整定値			制御方式，整定値
	調相設備	定格（容量，台数）		調相設備	定格（容量，台数）
	しゃ断器	定格（しゃ断電流，しゃ断時間）		しゃ断器	定格（しゃ断電流，しゃ断時間）
		自動同期検定装置の有無			自動同期検定装置の有無
	保護装置	設置要素		保護装置	設置要素
		設置場所			設置場所
		設置相数			設置相数
		解列箇所			解列箇所
		整定範囲			整定範囲

託送供給等約款(2024.10.1 実施)			託送供給等約款(2025.4.1 実施)		
		整定値			整定値
		ＣＴ比，ＶＴ比			ＣＴ比，ＶＴ比
		シーケンスブロック			シーケンスブロック
誘導機	発電プラント	拘束リアクタンス	誘導機	発電プラント	拘束リアクタンス
		限流リアクトル容量			限流リアクトル容量
同期機	発電プラント	各種内部リアクタンス	同期機	発電プラント	各種内部リアクタンス
		各種短絡時定数・開路時定数			各種短絡時定数・開路時定数
		慣性定数（発電機＋タービン）			慣性定数（発電機＋タービン）
		制動巻線の有無			制動巻線の有無
	制御装置	ガバナ系ブロック（調定率，ＧＦ幅，ＣＶ，ＩＣＶモデルを含む）		制御装置	ガバナ系ブロック（調定率，ＧＦ幅，ＣＶ，ＩＣＶモデルを含む）
		励磁系ブロック（ＡＶＲ，ＰＳＳ）			励磁系ブロック（ＡＶＲ，ＰＳＳ）
		ＦＲＴ要件の適用有無			ＦＲＴ要件の適用有無
逆変換装置	発電プラント制御装置	メーカ，型式	逆変換装置	発電プラント制御装置	メーカ，型式
		単独運転検出方式，整定値			単独運転検出方式，整定値
		逆変換装置の容量			逆変換装置の容量
		通電電流制限値			通電電流制限値
		ＦＲＴ要件の適用有無			ＦＲＴ要件の適用有無
風力	発電プラント制御装置	発電機の出力特性	風力	発電プラント制御装置	発電機の出力特性
		出力変動対策の方法			出力変動対策の方法
		蓄電池，ウィンドファームコントローラの有無			蓄電池，ウィンドファームコントローラの有無

託送供給等約款(2024.10.1 実施)	託送供給等約款(2025.4.1 実施)

蓄電池	発電プラント	蓄電容量
二次励磁機	発電プラント	拘束リアクタンス

~~19~~ 昇圧用変圧器

短絡電流抑制対策や発電機並列時の電圧低下対策等の面から，昇圧用変圧器のインピーダンス等を当社から指定させていただく場合があります。また，電圧タップ値等を指定させていただく場合があります。

~~20~~ 連絡体制

発電者の構内事故および系統側の事故等により，連系用しゃ断器が動作した場合等（サイバー攻撃により設備異常が発生し，または発生するおそれがある場合を含みます。）には，当社と発電者との間で迅速かつ的確な情報連絡を行ない，すみやかに必要な措置を講ずる必要があります。このため，発電者の技術員駐在箇所等と当社との間には，保安通信用電話設備を設置していただきます。ただし，保安通信用電話設備は次のうちいずれかを用いることができるものといたします。

(1) 専用保安通信用電話設備
(2) 電気通信事業者の専用回線電話
(3) 次の条件をすべて満たす場合においては，一般加入電話または携帯電話
イ　発電者側の交換機を介さず直接技術員との通話が可能な方式（交換機を介する代表番号方式ではなく，直接技術員駐在箇所へつながる単番方式）とし，発電設備等の保守監視場所に常時設置されていること。
ロ　話中の場合に割り込みが可能な方式（キャッチホン等）であること。
ハ　停電時においても通話可能なものであること。
ニ　災害時等において当社と連絡が取れない場合には，当社との連絡が取れるまでの間，発電設備等の解列または運転を停止すること。また，保安規程上明記されていること。

~~21~~ バンク逆潮流の制限

配電用変電所のバンクにおいて逆潮流が発生すると，電力品質面および保護協調面で問題が生じるおそれがあることから，原則として逆潮流が生じないよ

蓄電池	発電プラント	蓄電容量
二次励磁機	発電プラント	拘束リアクタンス

20 昇圧用変圧器

短絡電流抑制対策や発電機並列時の電圧低下対策等の面から，昇圧用変圧器のインピーダンス等を当社から指定させていただく場合があります。また，電圧タップ値等を指定させていただく場合があります。

21 連絡体制

発電者の構内事故および系統側の事故等により，連系用しゃ断器が動作した場合等（サイバー攻撃により設備異常が発生し，または発生するおそれがある場合を含みます。）には，当社と発電者との間で迅速かつ的確な情報連絡を行ない，すみやかに必要な措置を講ずる必要があります。このため，発電者の技術員駐在箇所等と当社との間には，保安通信用電話設備を設置していただきます。ただし，保安通信用電話設備は次のうちいずれかを用いることができるものといたします。

(1) 専用保安通信用電話設備
(2) 電気通信事業者の専用回線電話
(3) 次の条件をすべて満たす場合においては，一般加入電話または携帯電話
イ　発電者側の交換機を介さず直接技術員との通話が可能な方式（交換機を介する代表番号方式ではなく，直接技術員駐在箇所へつながる単番方式）とし，発電設備等の保守監視場所に常時設置されていること。
ロ　話中の場合に割り込みが可能な方式（キャッチホン等）であること。
ハ　停電時においても通話可能なものであること。
ニ　災害時等において当社と連絡が取れない場合には，当社との連絡が取れるまでの間，発電設備等の解列または運転を停止すること。また，保安規程上明記されていること。

22 バンク逆潮流の制限

配電用変電所のバンクにおいて逆潮流が発生すると，電力品質面および保護協調面で問題が生じるおそれがあることから，原則として逆潮流が生じないよ

託送供給等約款(2024.10.1 実施)	託送供給等約款(2025.4.1 実施)
う発電者で発電または放電出力を抑制していただきます。ただし，配電用変電所に保護装置等を設置することにより，電力品質面および保護協調面で問題が生じないよう対策を行なう場合は，この限りではありません。	う発電者で発電または放電出力を抑制していただきます。ただし，配電用変電所に保護装置等を設置することにより，電力品質面および保護協調面で問題が生じないよう対策を行なう場合は，この限りではありません。
~~22~~ サイバーセキュリティ対策 事業用電気工作物（発電事業の用に供するものに限ります。）は，電気事業法にもとづき，「電力制御システムセキュリティガイドライン」に準拠した対策を講じていただきます。 自家用電気工作物（発電事業の用に供するものおよび小規模事業用電気工作物を除~~く~~）に係る遠隔監視システムおよび制御システムは，「自家用電気工作物に係るサイバーセキュリティの確保に関するガイドライン」に準拠した対策を講じていただきます。 上記以外の発電設備等については，サイバー攻撃による発電設備等の異常動作を防止し，または発電設備等がサイバー攻撃を受けた場合にすみやかな異常の除去，影響範囲の局限化等を行なうために次のとおり，適切なサイバーセキュリティ対策を講じていただきます。 (1)外部ネットワークや他ネットワークを通じた発電設備等の制御に係るシステムへの影響を最小化するための対策を講じること。 (2) 発電設備等の制御に係るシステムには，マルウェアの侵入防止対策を講じること。 (3) 発電設備等に関し，セキュリティ管理責任者を設置すること。	**23 サイバーセキュリティ対策** 事業用電気工作物（発電事業の用に供するものに限ります。）は，電気事業法にもとづき，「電力制御システムセキュリティガイドライン」に準拠した対策を講じていただきます。 自家用電気工作物（発電事業の用に供するものおよび小規模事業用電気工作物を除きます。）に係る遠隔監視システムおよび制御システムは，「自家用電気工作物に係るサイバーセキュリティの確保に関するガイドライン」に準拠した対策を講じていただきます。 上記以外の発電設備等については，サイバー攻撃による発電設備等の異常動作を防止し，または発電設備等がサイバー攻撃を受けた場合にすみやかな異常の除去，影響範囲の局限化等を行なうために次のとおり，適切なサイバーセキュリティ対策を講じていただきます。 (1)外部ネットワークや他ネットワークを通じた発電設備等の制御に係るシステムへの影響を最小化するための対策を講じること。 (2) 発電設備等の制御に係るシステムには，マルウェアの侵入防止対策を講じること。 (3) 発電設備等に関し，セキュリティ管理責任者を設置すること。

託送供給等約款(2024.10.1 実施)	託送供給等約款(2025.4.1 実施)
第５章　需要設備の連系に必要な技術要件（高圧）	**第５章　需要設備の連系に必要な技術要件（高圧）**
３　高調波 高調波発生機器を用いた電気設備を使用することにより，系統に高調波電流を流出する場合は，その高調波電流を抑制するため，次の要件にしたがっていただきます。 (1) 対象となる需要者および適用時期 イ　対象となる需要者は，次のいずれかに該当する需要者（以下「対象者」といいます。）といたします。 (ｲ) ６，６００ボルトの系統から受電する需要者であって，その施設する高調波発生機器の種類毎の高調波発生率を考慮した容量（以下「等価容量」といいます。）の合計が５０キロボルトアンペアをこえる需要者 (ﾛ) ２２，０００ボルトの系統から受電する需要者であって，等価容量の合計が３００キロボルトアンペアをこえる需要者 ロ　イの等価容量を算出する場合に対象とする高調波発生機器は，３００ボルト以下の商用電源系統に接続して使用する定格電流２０アンペア／相以下の電気・電子機器以外の機器といたします。 ハ　対象者が，ロに該当する高調波発生機器を新設，増設または更新する場合等に適用いたします。なお，ロに該当する高調波発生機器を新設，増設または更新する等によって対象者に該当することになる場合においても適用いたします。 (2) 高調波流出電流の算出 対象者から系統に流出する高調波流出電流の算出は次によるものといたします。 イ　高調波流出電流は，高調波発生機器毎の定格運転状態において発生する高調波電流を合計し，これに高調波発生機器の最大稼働率を乗じたものと~~いたします~~。 ロ　高調波流出電流は，高調波の次数毎に合計するものと~~いたします~~。 ハ　対象とする高調波の次数は，４０次以下と~~いたします~~。 ニ　対象者の構内に高調波流出電流を低減する設備がある場合は，その低減効果を考慮することができるものと~~いたします~~。 (3) 高調波流出電流の上限値 対象者から系統に流出する高調波流出電流の許容される上限値は，高調波	**３　高調波** 高調波発生機器を用いた電気設備を使用することにより，系統に高調波電流を流出する場合は，その高調波電流を抑制するため，次の要件にしたがっていただきます。 (1) 対象となる需要者および適用時期 イ　対象となる需要者は，次のいずれかに該当する需要者（以下「対象者」といいます。）といたします。 (ｲ) ６，６００ボルトの系統から受電する需要者であって，その施設する高調波発生機器の種類毎の高調波発生率を考慮した容量（以下「等価容量」といいます。）の合計が５０キロボルトアンペアをこえる需要者 (ﾛ) ２２，０００ボルトの系統から受電する需要者であって，等価容量の合計が３００キロボルトアンペアをこえる需要者 ロ　イの等価容量を算出する場合に対象とする高調波発生機器は，３００ボルト以下の商用電源系統に接続して使用する定格電流２０アンペア／相以下の電気・電子機器以外の機器といたします。 ハ　対象者が，ロに該当する高調波発生機器を新設，増設または更新する場合等に適用いたします。なお，ロに該当する高調波発生機器を新設，増設または更新する等によって対象者に該当することになる場合においても適用いたします。 (2) 高調波流出電流の算出 対象者から系統に流出する高調波流出電流の算出は次によるものといたします。 イ　高調波流出電流は，高調波発生機器毎の定格運転状態において発生する高調波電流を合計し，これに高調波発生機器の最大稼働率を乗じたものとする。 ロ　高調波流出電流は，高調波の次数毎に合計するものとする。 ハ　対象とする高調波の次数は，４０次以下とする。 ニ　対象者の構内に高調波流出電流を低減する設備がある場合は，その低減効果を考慮することができるものとする。 (3) 高調波流出電流の上限値 対象者から系統に流出する高調波流出電流の許容される上限値は，高調波

託送供給等約款(2024.10.1 実施)	託送供給等約款(2025.4.1 実施)
の次数毎に，次表に示す需要者の契約電力１キロワット当たりの高調波流出電流の上限値に当該需要者の契約電力（キロワット単位といたします。）を乗じた値といたします。 (4) 高調波流出電流の抑制対策の実施 対象者は，(2)の高調波流出電流が(3)の高調波流出電流の上限値をこえる場合には，高調波流出電流を高調波流出電流の上限値以下となるよう必要な対策を講じていただきます。	の次数毎に，次表に示す需要者の契約電力１キロワット当たりの高調波流出電流の上限値に当該需要者の契約電力（キロワット単位といたします。）を乗じた値といたします。 (4) 高調波流出電流の抑制対策の実施 対象者は，(2)の高調波流出電流が(3)の高調波流出電流の上限値をこえる場合には，高調波流出電流を高調波流出電流の上限値以下となるよう必要な対策を講じていただきます。
契約電力１キロワット当たりの高調波流出電流上限値 （単位：ミリアンペア）	契約電力１キロワット当たりの高調波流出電流上限値 （単位：ミリアンペア）

受電電圧(ボルト)	5次	7次	11次	13次	17次	19次	23次	23次超過
6,600	3.5	2.5	1.6	1.3	1.0	0.90	0.76	0.70
22,000	1.8	1.3	0.82	0.69	0.53	0.47	0.39	0.36

６　サイバーセキュリティ対策

自家用電気工作物（発電事業の用に供するものおよび小規模事業用電気工作物を除く）に係る遠隔監視システムおよび制御システムは，「自家用電気工作物に係るサイバーセキュリティの確保に関するガイドライン」に準拠した対策を講じていただきます。

託送供給等約款(2024.10.1 実施)	託送供給等約款(2025.4.1 実施)
第６章　発電設備等の連系に必要な技術要件（特別高圧）	**第６章　発電設備等の連系に必要な技術要件（特別高圧）**
３　力率 発電者の受電地点における力率は，連系する系統の電圧を適切に維持できるように定めるものとし，必要な場合は当社からの求めに応じて，力率を変更できるものとしていただきます。発電設備等の安定に運転できる範囲は，原則として発電設備等側からみて遅れ力率９０パーセントから進み力率９５パーセントとしていただきます。 また，逆潮流がない場合は，原則として受電地点における力率を系統側からみて遅れ力率８５パーセント以上とするとともに，系統側からみて進み力率にならないようにしていただきます。 なお，受電地点の力率，電圧あるいは無効電力の調整スケジュール等について別途協議させていただくことがあります。	**３　力率** 発電者の受電地点における力率は，連系する系統の電圧を適切に維持できるように定めるものとし，必要な場合は当社からの求めに応じて，力率を変更できるものとしていただきます。発電設備等の安定に運転できる範囲は，原則として発電設備等側からみて遅れ力率９０パーセントから進み力率９５パーセントとしていただきます。 また，逆潮流がない場合は，原則として受電地点における力率を系統側からみて遅れ力率８５パーセント以上とするとともに，系統側からみて進み力率にならないようにしていただきます。 なお，受電地点の力率，電圧あるいは無効電力の調整スケジュール等について別途協議させていただく場合があります。
５　需給バランス制約による発電設備等の出力の抑制 逆潮流のある発電設備等のうち，太陽光発電設備および風力発電設備ならびに蓄電池には，当社の求めに応じて，当社からの遠隔制御により０パーセントから１００パーセントの範囲（１パーセント刻み）で出力（自家消費分を除くことも可能といたします。）の抑制ができる機能を有する逆変換装置やその他必要な設備を設置する等の対策を実施していただきます。なお，ウィンドファームとしての運用がない風力発電所やウィンドファームコントローラがない風力発電所については，技術的制約を踏まえ個別協議といたします。 また，逆潮流のある発電設備等のうち，火力発電設備およびバイオマス発電設備（ただし，再生可能エネルギー特別措置法施行規則に定める地域資源バイオマス発電設備であって，燃料貯蔵や技術に由来する制約等により出力の抑制が困難なものを除きます。）は，発電出力を技術的に合理的な範囲で最大限抑制し，多くとも５０パーセント以下に抑制するために必要な機能を具備していただきます。ただし，発電出力の抑制は，停止による対応も可能といたします。なお，自家消費を主な目的とした発電設備等については，個別の事情を踏まえ，対策の内容を協議させていただきます。	**５　需給バランス制約による発電設備等の出力の抑制** 逆潮流のある発電設備等のうち，太陽光発電設備および風力発電設備ならびに蓄電池には，当社の求めに応じて，当社からの遠隔制御により０パーセントから１００パーセントの範囲（１パーセント刻み）で出力（自家消費分を除くことも可能といたします。）の抑制ができる機能を有する逆変換装置やその他必要な設備を設置する等の対策を実施していただきます。なお，ウィンドファームとしての運用がない風力発電所やウィンドファームコントローラがない風力発電所については，技術的制約を踏まえ個別協議といたします。 また，逆潮流のある発電設備等のうち，火力発電設備およびバイオマス発電設備（ただし，再生可能エネルギー特別措置法施行規則に定める地域資源バイオマス発電設備であって，燃料貯蔵や技術に由来する制約等により出力の抑制が困難なものを除きます。）は，発電出力を技術的に合理的な範囲で最大限抑制し，その最低出力を発電端の定格出力に対して，火力発電設備（混焼バイオマス発電設備を含みます。）については多くとも３０パーセント以下，バイオマス発電設備については多くとも５０パーセント以下に抑制するために必要な機能を具備していただきます。ただし，発電出力の抑制は，停止による対応も可能といたします。なお，自家消費を主な目的とした発電設備等については，個別の事情を踏まえ，対策の内容を協議させていただきます。実証設備の実証期間中の扱いについては，技術的制約を踏まえ個別に協議させていただき，実証期間終了後は，再協議させていただきます。

託送供給等約款(2024.10.1 実施)	託送供給等約款(2025.4.1 実施)
7　不要解列の防止 (1) 保護協調 発電設備等の故障または系統の事故時に，事故の除去，事故範囲の局限化，系統運用の安定・公衆保安の確保等を行なうため，次の考え方にもとづき保護協調を図っていただきます。なお，構内設備の故障に対しては，「第７章需要設備の連系に必要な技術要件（特別高圧）４保護協調」に準じた対策を実施していただきます。 イ　発電設備等の異常および故障に対しては，この影響を連系する系統へ波及させないため，発電設備等を当該系統から解列すること。 ロ　連系する系統に事故が発生した場合は，原則として当該系統から発電設備等を解列すること。ただし，再閉路方式によっては，解列が不要な場合もあります。 ハ　上位系統事故，連系する系統の事故等により当該系統の電源が喪失した場合であって単独運転が認められない場合には，発電設備等が解列し単独運転が生じないこと。 ニ　連系する系統における事故後再閉路時に，原則として発電設備等が当該系統から解列されていること。 ホ　連系する系統以外の事故時には，原則として発電設備等は解列しないこと。 ヘ　連系する系統から発電設備等が解列する場合には，逆電力リレー，不足電力リレー等による解列を，自動再閉路時間より短い時限かつ過渡的な電力変動による当該発電設備等の不要なしゃ断を回避できる時限で行なうこと。 (2) 事故時運転継続 系統事故による広範囲の瞬時電圧低下や周波数変動等により，発電設備等の一斉解列や出力低下継続等が発生し，系統全体の電圧・周波数維持に大きな影響を与えることを防止するため，発電設備等の種別毎に定められるＦＲＴ要件を満たしていただきます。なお，満たすべきＦＲＴ要件は次のとおりといたします。	**7　不要解列の防止** (1) 保護協調 発電設備等の故障または系統の事故時に，事故の除去，事故範囲の局限化，系統運用の安定・公衆保安の確保等を行なうため，次の考え方にもとづき保護協調を図っていただきます。なお，構内設備の故障に対しては，「第７章 需要設備の連系に必要な技術要件（特別高圧）４ 保護協調」に準じた対策を実施していただきます。 イ　発電設備等の異常および故障に対しては，この影響を連系する系統へ波及させないため，発電設備等を当該系統から解列すること。 ロ　連系する系統に事故が発生した場合は，原則として当該系統から発電設備等を解列すること。ただし，再閉路方式によっては，解列が不要な場合もあります。 ハ　上位系統事故，連系する系統の事故等により当該系統の電源が喪失した場合であって単独運転が認められない場合には，発電設備等が解列し単独運転が生じないこと。 ニ　連系する系統における事故後再閉路時に，原則として発電設備等が当該系統から解列されていること。 ホ　連系する系統以外の事故時には，原則として発電設備等は解列しないこと。 ヘ　連系する系統から発電設備等が解列する場合には，逆電力リレー，不足電力リレー等による解列を，自動再閉路時間より短い時限かつ過渡的な電力変動による当該発電設備等の不要なしゃ断を回避できる時限で行なうこと。 (2) 事故時運転継続 系統事故による広範囲の瞬時電圧低下や周波数変動等により，発電設備等の一斉解列や出力低下継続等が発生し，系統全体の電圧・周波数維持に大きな影響を与えることを防止するため，発電設備等の種別毎に定められるＦＲＴ要件を満たしていただきます。なお，満たすべきＦＲＴ要件は次のとおりといたします。

託送供給等約款(2024.10.1 実施)

発電設備等		電圧低下			周波数変動(運転継続)
		三相短絡を想定		二相短絡を想定	
		残電圧 20%以上(運転継続)	残電圧 20%未満(運転継続またはｹﾞｰﾄﾌﾞﾛｯｸ)	残電圧 52%以上・位相変化 41 度以下(運転継続)	60Hz 系統
単相	太陽光	低圧単相に準ずる	低圧単相に準ずる	低圧単相に準ずる	低圧単相に準ずる
	風力				
	蓄電池				
	燃料電池				
	ガスエンジン				
三相	太陽光	高圧三相に準ずる	高圧三相に準ずる	高圧三相に準ずる	高圧三相に準ずる
	風力				
	蓄電池				
	燃料電池				
	ガスエンジン				

(3) 電圧・周波数変動による不要解列の防止

作業停止や需要増加等に伴い，電圧・周波数変動が継続する状況においても，発電設備等の不要解列による系統電圧・周波数維持への影響を防止するため，次の端子電圧および周波数変動範囲においては，発電設備等を連続運転し，発電設備等の保護装置等による解列を行わないものとしていただきます。

託送供給等約款(2025.4.1 実施)

発電設備等		電圧低下			周波数変動(運転継続)
		三相短絡を想定		二相短絡を想定	
		残電圧 20%以上(運転継続)	残電圧 20%未満(運転継続またはｹﾞｰﾄﾌﾞﾛｯｸ)	残電圧 52%以上・位相変化 41 度以下(運転継続)	60Hz 系統
単相	太陽光	低圧単相に準ずる	低圧単相に準ずる	低圧単相に準ずる	低圧単相に準ずる
	風力				
	蓄電池				
	燃料電池				
	ガスエンジン				
三相	太陽光	高圧三相に準ずる	高圧三相に準ずる	高圧三相に準ずる	高圧三相に準ずる
	風力				
	蓄電池				
	燃料電池				
	ガスエンジン				

(3) 電圧・周波数変動による不要解列の防止

作業停止や需要増加等に伴い，電圧・周波数変動が継続する状況においても，発電設備等の不要解列による系統電圧・周波数維持への影響を防止するため，次の端子電圧および周波数変動範囲においては，発電設備等を連続運転し，発電設備等の保護装置等による解列を行わないものとしていただきます。

託送供給等約款(2024.10.1 実施)	託送供給等約款(2025.4.1 実施)
同期発電機，誘導発電機　　逆変換装置	同期発電機，誘導発電機　　逆変換装置
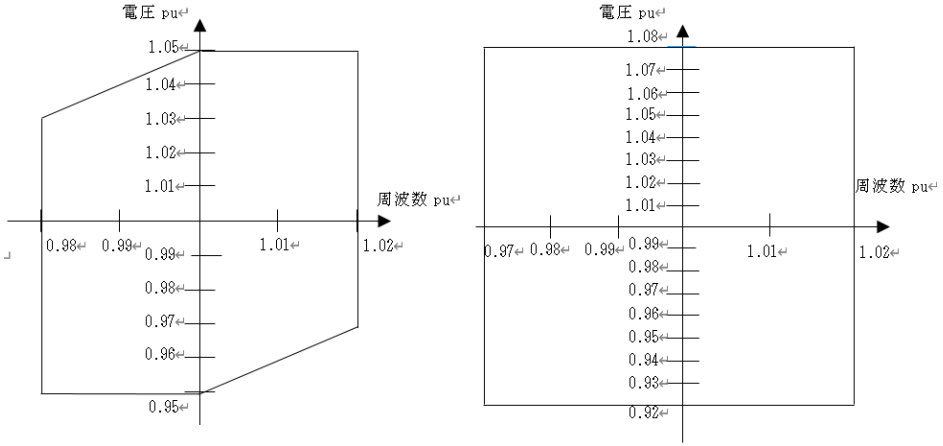	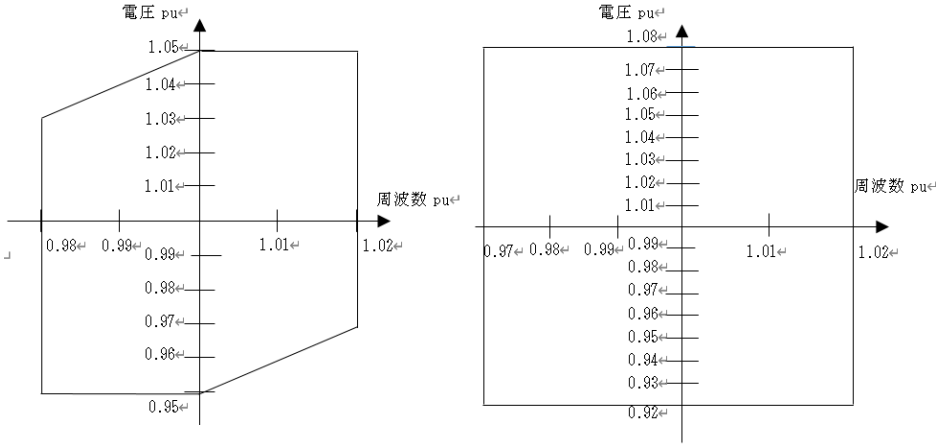
また，これを超える端子電圧および周波数変動においても，設備に支障がない範囲で運転を継続していただきます。ただし，周波数変動範囲に対しては，「第６章２　運転可能周波数・並列時許容周波数(1)運転可能周波数」に準じた対策を実施していただきます。	また，これを超える端子電圧および周波数変動においても，設備に支障がない範囲で運転を継続していただきます。ただし，周波数変動範囲に対しては，「第６章 発電設備等の連系に必要な技術要件（特別高圧） ２ 運転可能周波数・並列時許容周波数(1)運転可能周波数」に準じた対策を実施していただきます。
なお，電圧・周波数変動に鋭敏な需要設備または構内設備（発電用所内電源を除きます。）への電源供給維持のため，自立運転に移行する必要がある自家用発電設備等については，対策内容を協議させていただきます。	なお，電圧・周波数変動に鋭敏な需要設備または構内設備（発電用所内電源を除きます。）への電源供給維持のため，自立運転に移行する必要がある自家用発電設備等については，対策内容を協議させていただきます。
13　自動負荷制限・発電抑制	**13　自動負荷制限・発電抑制**
(1) 発電設備等の脱落時等に主として連系する送電線および変圧器等が過負荷になるおそれがある場合は，自動的に負荷を制限する対策を行なっていただきます。 また，系統事故等により他の送電線および変圧器等が過負荷になるおそれがある場合，または系統の安定度や周波数等が維持できないおそれがある場合には，自動で発電抑制~~または~~発電しゃ断．~~もしくは~~発電増出力（揚水しゃ断および蓄電池の充電停止を含みます。）を行なっていただくことがあります。	(1) 発電設備等の脱落時等に主として連系する送電線および変圧器等が過負荷になるおそれがある場合は，自動的に負荷を制限する対策を行なっていただきます。 また，系統事故等により他の送電線および変圧器等が過負荷になるおそれがある場合，または系統の安定度や周波数等が維持できないおそれがある場合には，自動で発電抑制もしくは発電しゃ断．または発電増出力（揚水しゃ断および蓄電池の充電停止を含みます。）を行なっていただくことがあります。

託送供給等約款(2024.10.1 実施)	託送供給等約款(2025.4.1 実施)
なお，この場合発電場所に必要な装置を設置していただきます。 ただし，出力変動緩和対策として設置していただく蓄電池については，充電を停止することにより，出力変動緩和の機能を喪失することになるため，本要件の適用範囲外といたします。 (2) あらかじめ当社が指定した送電線１回線，変圧器１台，その他の電力設備の単一故障の発生時に保護装置により行なわれるすみやかな発電抑制または発電しゃ断（以下「Ｎ－１電制」といいます。）を実施することで，運用容量を拡大することが効率的な設備形成に資すると当社が判断した場合，Ｎ－１電制を実施するために発電設備等に設置する制御装置等（以下「Ｎ－１電制装置」といいます。）を設置することが適当であると判断した発電設備等を指定して，当該発電設備等を維持および運用する発電者または新規に送電系統への連系を行なう発電者に対して，Ｎ－１電制装置の設置を求めることがあります。この場合，正当な理由がない限り，発電場所へのＮ－１電制装置の設置およびその他Ｎ－１電制の実施に必要な対応をしていただきます。	なお，この場合発電場所に必要な装置を設置していただきます。 ただし，出力変動緩和対策として設置していただく蓄電池については，充電を停止することにより，出力変動緩和の機能を喪失することになるため，本要件の適用範囲外といたします。 (2) あらかじめ当社が指定した送電線１回線，変圧器１台，その他の電力設備の単一故障の発生時に保護装置により行なわれるすみやかな発電抑制または発電しゃ断（以下「Ｎ－１電制」といいます。）を実施することで，運用容量を拡大することが効率的な設備形成に資すると当社が判断した場合，Ｎ－１電制を実施するために発電設備等に設置する制御装置等（以下「Ｎ－１電制装置」といいます。）を設置することが適当であると判断した発電設備等を指定して，当該発電設備等を維持および運用する発電者または新規に送電系統への連系を行なう発電者に対して，Ｎ－１電制装置の設置を求めることがあります。この場合，正当な理由がない限り，発電場所へのＮ－１電制装置の設置およびその他Ｎ－１電制の実施に必要な対応をしていただきます。
15　発電機運転制御装置の付加 (1) 系統安定化，潮流制御のための機能 系統安定化，潮流制御等の理由により運転制御が必要な場合には，次の機能を具備した運転制御装置を設置していただきます。なお，設置については個別に協議させていただきます。 イ　電圧・無効電力制御 ロ　周波数上昇時の発電しゃ断装置 ハ　過負荷解消制御装置 ニ　系統安定化装置（ＰＳＳ：Power System Stabilizer） ホ　その他必要な装置 (2) 周波数調整のための機能 火力発電設備~~および~~混焼バイオマス発電設備（地域資源バイオマス発電設備を除きます。）については，次の周波数調整機能を具備していただきます。なお，その他の発電設備等については，個別に協議させていただきます。 ~~イ~~　ガバナフリー運転 タービンの調速機（ガバナ）を系統周波数の変動に応じて発電機出力を変化させるように運転（ガバナフリー運転）する機能を具備すること。	**15　発電機運転制御装置の付加** (1) 系統安定化，潮流制御のための機能 系統安定化，潮流制御等の理由により運転制御が必要な場合には，次の機能を具備した運転制御装置を設置していただきます。なお，設置については個別に協議させていただきます。 イ　電圧・無効電力制御 ロ　周波数上昇時の発電しゃ断装置 ハ　過負荷解消制御装置 ニ　系統安定化装置（ＰＳＳ：Power System Stabilizer） ホ　その他必要な装置 (2) 周波数調整のための機能 火力発電設備,混焼バイオマス発電設備（地域資源バイオマス発電設備を除きます。）および揚水発電設備（発電方向）については，次の周波数調整機能を具備していただきます。なお，その他の発電設備等については，個別に協議させていただきます。 イ　火力発電設備および混焼バイオマス発電設備（地域資源バイオマス発電設備を除く） (ｲ)ガバナフリー運転 タービンの調速機（ガバナ）を系統周波数の変動に応じて発電機出力を変化させるように運転（ガバナフリー運転）する機能を具備すること。

託送供給等約款(2024.10.1 実施)	託送供給等約款(2025.4.1 実施)
~~ロ~~　ＬＦＣ（Load Frequency Control：負荷周波数制御）機能 当社からのＬＦＣ信号に追従し，発電機出力を変動させる機能を具備すること。	(ﾛ)ＬＦＣ（Load Frequency Control：負荷周波数制御）機能 当社からのＬＦＣ信号に追従し，発電機出力を変動させる機能を具備すること。
~~ハ~~　周波数変動補償機能 標準周波数±０．２ヘルツをこえた場合，系統の周波数変動により，ガバナで調整した出力を発電所の自動出力制御装置が，出力指令値に引き戻すことがないように，ガバナによる出力変動相当を出力指令値に加算する機能を具備すること。	(ﾊ)周波数変動補償機能 標準周波数±０．２ヘルツをこえた場合，系統の周波数変動により，ガバナで調整した出力を発電所の自動出力制御装置が，出力指令値に引き戻すことがないように，ガバナによる出力変動相当を出力指令値に加算する機能を具備すること。
~~ニ~~　ＥＤＣ（Economic load Dispatching Control：経済負荷配分制御）機能 当社からの出力指令値に発電機出力を自動追従制御する機能を具備すること。	(ﾆ)ＥＤＣ（Economic load Dispatching Control：経済負荷配分制御）機能 当社からの出力指令値に発電機出力を自動追従制御する機能を具備すること。
~~ホ~~　出力低下防止機能 ~~定格出力が１００メガワット以上の~~火力発電設備は，周波数５８．８ヘルツまでは発電機出力を低下しない，周波数５８．８ヘルツを下回る場合は，１．２ヘルツ低下する毎に５パーセント以内の出力低下に抑える，~~もしくは~~，一度出力低下しても回復する機能を具備すること。	(ﾎ)出力低下防止機能 火力発電設備およびコージェネレーション設備（ガスタービン・ガスエンジンを採用した定格出力が６０メガワット未満のコージェネレーション設備を除きます。）は，周波数５８．８ヘルツまでは発電機出力を低下しない，周波数５８．８ヘルツを下回る場合は，１．２ヘルツ低下する毎に５パーセント以内の出力低下に抑える，または，一度出力低下しても回復する機能もしくは装置を具備すること。 なお，周波数変動に鋭敏な負荷設備や，構内設備（発電用所内電源を除きます。）への電源供給維持のため，自立運転に移行する必要がある自家用発電設備等については，対策内容を協議させていただきます。
~~なお，~~具体的な発電設備の性能は，次のとおりといたします。ただし，系統の電源構成の状況等，必要に応じて別途協議を行なうことがあります。	具体的な発電設備の性能は，次のとおりといたします。ただし，系統の電源構成の状況等，必要に応じて別途協議を行なうことがあります。

託送供給等約款(2024.10.1 実施)			
	発電機定格出力	100 メガワット以上	
		GT および GTCC	その他の火力発電設備 および 混焼バイオマス発電設備※7
機能・仕様等	GF 調定率	５パーセント以下	５パーセント以下
	GF 幅※1	５パーセント以上 (定格出力基準)	３パーセント以上 (定格出力基準)
	GF 制御応答性	２秒以内に出力変化開始, 10 秒以内に GF 幅の出力変化完了※5	
	LFC 幅	±５パーセント以上 (定格出力基準)	±５パーセント以上 (定格出力基準)
	LFC 変化速度※2	５パーセント/分以上 (定格出力基準)	１パーセント/分以上 (定格出力基準)
	LFC 制御応答性	20 秒以内に出力変化開始※5	60 秒以内に出力変化開始※5
	EDC 変化速度※2	５パーセント/分以上 (定格出力基準)	１パーセント/分以上 (定格出力基準)
	EDC 制御応答性	20 秒以内に出力変化開始※5	60 秒以内に出力変化開始※5
	EDC+LFC 変化速度	10 パーセント/分以上 (定格出力基準)	１パーセント/分以上 (定格出力基準)
	最低出力※3※4 (定格出力基準)	~~50~~ パーセント以下 DSS 機能具備※6	30 パーセント以下

託送供給等約款(2025.4.1 実施)			
	発電機定格出力	100 メガワット以上	
		GT および GTCC	その他の火力発電設備 および 混焼バイオマス発電設備※7
機能・仕様等	GF 調定率	５パーセント以下	５パーセント以下
	GF 幅※1	５パーセント以上 (定格出力基準)	３パーセント以上 (定格出力基準)
	GF 制御応答性	２秒以内に出力変化開始, 10 秒以内に GF 幅の出力変化完了※5	
	LFC 幅	±５パーセント以上 (定格出力基準)	±５パーセント以上 (定格出力基準)
	LFC 変化速度※2	５パーセント/分以上 (定格出力基準)	１パーセント/分以上 (定格出力基準)
	LFC 制御応答性	20 秒以内に 出力変化開始※5	60 秒以内に出力変化開始※5
	EDC 変化速度※2	５パーセント/分以上 (定格出力基準)	１パーセント/分以上 (定格出力基準)
	EDC 制御応答性	20 秒以内に出力変化開始※5	60 秒以内に出力変化開始※5
	EDC+LFC 変化速度	10 パーセント/分以上 (定格出力基準)	１パーセント/分以上 (定格出力基準)
	最低出力※3※4 (定格出力基準)	30 パーセント以下※8 DSS 機能具備※6	30 パーセント以下※8

託送供給等約款(2024.10.1 実施)	託送供給等約款(2025.4.1 実施)
※１　ガスタービン発電設備およびガスタービンコンバインドサイクル発電設備（ＧＴおよびＧＴＣＣ）については負荷制限設定値までの上げ余裕値が定格出力の５パーセント以上，その他の発電機については定格出力の３パーセント以上を確保すること。定格出力付近等の要件を満たせない出力帯については別途協議させていただきます。	※１　ガスタービン発電設備およびガスタービンコンバインドサイクル発電設備（ＧＴおよびＧＴＣＣ）については負荷制限設定値までの上げ余裕値が定格出力の５パーセント以上，その他の発電機については定格出力の３パーセント以上を確保すること。定格出力付近等の要件を満たせない出力帯については別途協議させていただきます。
※２　定格出力付近のオーバーシュート防止や低出力帯での安定運転により要件を満たせない場合には別途協議させていただきます。	※２　定格出力付近のオーバーシュート防止や低出力帯での安定運転により要件を満たせない場合には別途協議させていただきます。
※３　気化ガス（ＢＯＧ）処理等により最低出力を満たせない場合には別途協議させていただきます。	※３　気化ガス（ＢＯＧ）処理等により最低出力を満たせない場合には別途協議させていただきます。
※４　ＥＤＣ／ＬＦＣ指令で制御可能な最低出力と~~いたします~~。	※４　ＥＤＣ／ＬＦＣ指令で制御可能な最低出力とする。ただし，停止により対応をする発電設備の場合は，この限りではありません。
※５　記載の秒数は目安値とし，可能な限り早期に出力変化開始し，出力変化完了すること。	※５　記載の秒数は目安値とし，可能な限り早期に出力変化を開始し，出力変化を完了すること。
※６　日間起動停止運転（ＤＳＳ）は，発電機解列から並列まで８時間以内で可能なこと。	※６　日間起動停止運転（ＤＳＳ）は，発電機解列から並列まで８時間以内で可能なこと。
※７　地域資源バイオマス発電設備を除~~きます~~。	※７　地域資源バイオマス発電設備を除く。
	※８　「第６章 発電設備等の連系に必要な技術要件（特別高圧）５ 需給バランス制約による発電設備等の出力の抑制」による。
また，周波数調整機能に必要な受信信号（ＥＤＣ・ＬＦＣ指令値）を受信する機能および必要な送信信号（現在出力，可能最大発電出力[ＧＴおよびＧＴＣＣのみ]，ＥＤＣ・ＬＦＣ使用／除外，周波数調整機能故障）を送信する機能を具備していただきます。	また，周波数調整機能に必要な受信信号（ＥＤＣ・ＬＦＣ指令値）を受信する機能および必要な送信信号（現在出力，可能最大発電出力[ＧＴおよびＧＴＣＣのみ]，ＥＤＣ・ＬＦＣ使用／除外，周波数調整機能故障）を送信する機能を具備していただきます。
	ロ　揚水発電設備（発電方向）
	(ｲ)ガバナフリー運転
	水車の調速機（ガバナ）を系統周波数の変動に応じて発電機出力を変化させるように運転（ガバナフリー運転）する機能を具備すること。
	(ﾛ)ＬＦＣ（Load Frequency Control：負荷周波数制御）機能
	当社からのＬＦＣ信号に追従し，発電機出力を変動させる機能を具備すること。
	(ﾊ)周波数変動補償機能
	標準周波数から当社が指定する閾値を超えた場合，系統の周波数変動により，ガバナで調整した出力を発電所の自動出力制御装置が，出力指令値に引き戻すことがないように，ガバナによる出力変動相当を出力指令値に加算する機能を具備すること。ただし，同等の機能を有する場合は省略することができる。

託送供給等約款(2024.10.1 実施)	託送供給等約款(2025.4.1 実施)
	(ニ)ＥＤＣ（Economic load Dispatching Control：経済負荷配分制御）機能 当社からの出力指令値に発電機出力を自動追従制御する機能を具備すること。 具体的な発電設備の性能は，次のとおりとしていただきます。ただし，系統の電源構成の状況等，必要に応じて別途協議を行うことがあります。

	発電機定格出力	10 メガワット以上
機能・仕様等	GF 調定率	５パーセント以下
	GF 幅	最低～定格出力
	GF 制御応答性	２秒以内に出力変化開始， 10 秒以内に変化量を完了 （定格出力の５パーセント到達にて 出力変化の完了とします。）※1※2
	LFC 幅	最低～定格出力※1
	LFC 変化速度	10 パーセント/分以上（定格出力基準）
	LFC 制御応答性	10 秒以内に出力変化開始※2※3
	EDC 変化速度	10 パーセント/分以上（定格出力基準）

託送供給等約款(2024.10.1 実施)	託送供給等約款(2025.4.1 実施)
	<table><tr><td>EDC 制御応答性</td><td>10 秒以内に出力変化開始※2※3</td></tr><tr><td>EDC+LFC 変化速度</td><td>10 パーセント/分以上（定格出力基準）</td></tr></table> ※１　水路系の影響により制約が発生する場合は別途協議させていただきます。 ※２　記載の秒数は目安値とし，可能な限り早期に出力変化を開始し，出力変化を完了すること。 ※３　慣性モーメントが大きい発電機は個別協議といたします。 また，周波数調整機能に必要な受信信号（ＥＤＣ・ＬＦＣ指令値，ＥＤＣ・ＬＦＣ運転指令）を受信する機能および必要な送信信号（現在出力，ＥＤＣ・ＬＦＣ使用/除外，周波数調整機能故障）を送信する機能を具備していただきます。
(3) 早期再並列のための機能 同一受電地点に連系する定格出力の合計が４００メガワット以上の火力（ＧＴＣＣ）発電設備については，送電系統の停電解消後，早期に再並列するために必要な装置を設置，または機能を具備していただきます。	(3) 早期再並列のための機能 同一受電地点に連系する定格出力の合計が４００メガワット以上の火力（ＧＴＣＣ）発電設備については，送電系統の停電解消後，早期に再並列するために必要な装置を設置，または機能を具備していただきます。
(4) 電圧調整のための機能 イ　１５４，０００ボルト以上の系統に連系する発電設備等は，当社が指定する電圧，無効電力または力率に応じて運転可能な機能を具備し，有効電力に応じて出力可能な範囲で無効電力を調整できるようにしていただきます。 ロ　７７，０００ボルトまたは６６，０００ボルト以下の系統に連系する発電設備等においても，必要により，上記イと同等の機能を具備していただくことがあります。	(4) 電圧調整のための機能 イ　１５４，０００ボルト以上の系統に連系する発電設備等は，当社が指定する電圧，無効電力または力率に応じて運転可能な機能を具備し，有効電力に応じて出力可能な範囲で無効電力を調整できるようにしていただきます。 ロ　７７，０００ボルトまたは６６，０００ボルト以下の系統に連系する発電設備等においても，必要により，上記イと同等の機能を具備していただくことがあります。
19　出力変動対策 再生可能エネルギー発電設備を連系する場合であって，出力変動により他者に影響を及ぼすおそれがあるときは，出力変化率制限機能の具備等の対策を行なっていただきます。	**19　出力変動対策** 再生可能エネルギー発電設備を連系する場合であって，出力変動により他者に影響を及ぼすおそれがあるときは，出力変化率制限機能の具備等の対策を行なっていただきます。 (1)太陽光発電設備の場合 発電に必要な自然エネルギーが得られる状況において，系統周波数が上昇

託送供給等約款(2024.10.1 実施)	託送供給等約款(2025.4.1 実施)
	または低下し適正値を逸脱するおそれがある場合は，発電設備の出力を調定率に応じて，自動的に出力変化すること。
(1)風力発電設備の場合	(2)風力発電設備の場合
イ　発電に必要な自然エネルギーが得られる状況において，連系点での５分間の最大変動幅が発電所設備容量の１０パーセント以下となるよう対策を行なうこと。 なお，ウィンドファームコントローラを有しない小規模発電所については，対策を別途協議させていただきます。	イ　発電に必要な自然エネルギーが得られる状況において，連系点での５分間の最大変動幅が発電所設備容量の１０パーセント以下となるよう対策を行なうこと。 なお，ウィンドファームコントローラを有しない小規模発電所については，対策を別途協議させていただきます。
ロ　高風速時にカットアウトが予想される場合は，即座に停止しないよう，ス トーム制御機能を具備する等の対策を行なうこと。また，カットインが予想される場合は，徐々に出力を上昇するよう対策を行なうこと。	ロ　高風速時にカットアウトが予想される場合は，即座に停止しないよう，ス トーム制御機能を具備する等の対策を行なうこと。また，カットインが予想される場合は，徐々に出力を上昇するよう対策を行なうこと。
ハ　系統周波数が上昇し適正値を逸脱するおそれがある場合は，発電設備の出力を調定率に応じて自動的に~~抑制~~すること。~~なお，調定率は，２から５パーセントの範囲で当社から指定する値とし，不感帯は０．２ヘルツ以下といたします。~~	ハ　発電に必要な自然エネルギーが得られる状況において，系統周波数が上昇または低下し適正値を逸脱するおそれがある場合は，発電設備の出力を調定率に応じて自動的に出力変化すること。 なお，具体的な発電設備の性能は，次の範囲で当社から指定する値としていただきます。ただし，系統の電源構成の状況等，必要に応じて別途協議を行うことがあります。

機能・仕様等	定格出力合計	10 メガワット以上
		太陽光発電設備および風力発電設備
	調定率	２～５パーセント
	制御応答性	２秒以内に出力変化開始，10 秒以内に変化量を完了（出力変化量の 50 パーセント到達にて出力変化の完了とします。）
	不感帯	±0.2 ヘルツ以下

託送供給等約款(2024.10.1 実施)	託送供給等約款(2025.4.1 実施)

	リザーブ量 （出力変化幅）※	0～10 パーセント（定格出力基準）

※　リザーブ量は系統周波数低下時の出力増加対応として，発電出力の抑制時に使用可能なこと。

20　短絡・地絡電流対策

発電設備等の連系により系統の短絡・地絡電流が他者のしゃ断器のしゃ断容量等を上回るおそれがある場合は，短絡・地絡電流を制限する装置（限流リアクトル等）を設置していただきます。

これにより対応できない場合には，短絡容量対策について個別に検討・協議させていただきます。

電源種	設備	諸元
共通	発電プラント	定格容量，定格出力，台数，定格電圧
		最低出力
		所内負荷（定格，最低）
		力率（定格，運転可能範囲）
		運転可能周波数の範囲，運転継続時間
		単線結線図，系統並解列箇所
		発電プラントモデル（原動機の種類，発電機の種類）
		電気所監視制御方式
	構内設備	自家消費電力の最大値，最小値
		総合負荷力率
		電動機容量（高圧・低圧）

20　短絡・地絡電流対策

発電設備等の連系により系統の短絡・地絡電流が他者のしゃ断器のしゃ断容量等を上回るおそれがある場合は，短絡・地絡電流を制限する装置（限流リアクトル等）を設置していただきます。

これにより対応できない場合には，短絡容量対策について個別に検討・協議させていただきます。

電源種	設備	諸元
共通	発電プラント	定格容量，定格出力，台数，定格電圧
		最低出力
		所内負荷（定格，最低）
		力率（定格，運転可能範囲）
		運転可能周波数の範囲，運転継続時間
		単線結線図，系統並解列箇所
		発電プラントモデル（原動機の種類，発電機の種類）
		電気所監視制御方式
	構内設備	自家消費電力の最大値，最小値
		総合負荷力率
		電動機容量（高圧・低圧）

託送供給等約款(2024.10.1 実施)		
	電灯容量	
	高調波発生機器と高調波対策資料	
	電圧フリッカの発生源と対策設備資料	
受電用変圧器，連系用変圧器	定格（定格容量，定格電圧）	
	インピーダンス（タップ電圧毎，変圧器定格容量ベース）	
	励磁特性曲線	
	制御方式，整定値	
調相設備	定格容量，台数	
	制御方式，整定値	
アクセス線・構内線路	インピーダンス，アドミタンス	
しゃ断器	定格（しゃ断電流，しゃ断時間）	
	自動同期検定装置の有無	
保護装置	設置要素	
	仕様	
	設置場所	
	設置相数	
	解列箇所	

託送供給等約款(2025.4.1 実施)		
	電灯容量	
	高調波発生機器と高調波対策資料	
	電圧フリッカの発生源と対策設備資料	
受電用変圧器，連系用変圧器	定格（定格容量，定格電圧）	
	インピーダンス（タップ電圧毎，変圧器定格容量ベース）	
	励磁特性曲線	
	制御方式，整定値	
調相設備	定格容量，台数	
	制御方式，整定値	
アクセス線・構内線路	インピーダンス，アドミタンス	
しゃ断器	定格（しゃ断電流，しゃ断時間）	
	自動同期検定装置の有無	
保護装置	設置要素	
	仕様	
	設置場所	
	設置相数	
	解列箇所	

託送供給等約款(2024.10.1 実施)			託送供給等約款(2025.4.1 実施)		
		整定範囲			整定範囲
		整定値			整定値
		ＣＴ比，ＶＴ比			ＣＴ比，ＶＴ比
		シーケンスブロック			シーケンスブロック
		送電線再閉路方式			送電線再閉路方式
	記録	電気現象記録装置		記録	電気現象記録装置
誘導機	発電プラント	拘束リアクタンス	誘導機	発電プラント	拘束リアクタンス
		限流リアクトル容量			限流リアクトル容量
		限時リアクトルインピーダンス			限時リアクトルインピーダンス
		慣性定数			慣性定数
		定格すべり			定格すべり
		等価回路定数			等価回路定数
同期機	発電プラント	各種内部リアクタンス（飽和値，不飽和値）	同期機	発電プラント	各種内部リアクタンス（飽和値，不飽和値）
		各種短絡時定数・開路時定数			各種短絡時定数・開路時定数
		慣性定数（発電機＋タービン）			慣性定数（発電機＋タービン）
		制動巻線の有無			制動巻線の有無
		飽和特性			飽和特性
		可能出力曲線			可能出力曲線
		発電機軸モデル			発電機軸モデル
		発電機プラントモデル，モデル構築に必要なプラント，制御系の各種定数（ボイラ，タービン，水車等）			発電機プラントモデル，モデル構築に必要なプラント，制御系の各種定数（ボイラ，タービン，水車等）

託送供給等約款(2024.10.1 実施)		
		並解列所要時間（平常時，事故時）
	制御装置	ガバナ系ブロック（調定率，ＧＦ幅，ＣＶ，ＩＣＶモデルを含む）
		ＬＦＣ・発電機出力制御ブロック
		ＥＤＣ変化速度（出力毎）
		ＬＦＣ幅・変化速度（出力毎）
		出力キープタイム（出力毎，上げ下げ）
		励磁装置の形式（直流・交流・サイリスタ・他） 応答速度（超速応励磁か否か）
		励磁系ブロック（ＡＶＲ，ＰＳＳ）
		ＦＲＴ要件の適用有無
		過励磁保護 59V/F ブロック
		ＯＥＬ，ＵＥＬブロック
水力	発電プラント制御装置	揚水待機・開始所要時間
		上ダム・下ダム運用可能水位
		電水比（kW/(m^3/s)）
逆変換装置	発電プラント制御装置	メーカ，型式
		単独運転検出方式，整定値
		逆変換装置の容量
		通電電流制限値

託送供給等約款(2025.4.1 実施)		
		並解列所要時間（平常時，事故時）
	制御装置	ガバナ系ブロック（調定率，ＧＦ幅，ＣＶ，ＩＣＶモデルを含む）
		ＬＦＣ・発電機出力制御ブロック
		ＥＤＣ変化速度（出力毎）
		ＬＦＣ幅・変化速度（出力毎）
		出力キープタイム（出力毎，上げ下げ）
		励磁装置の形式（直流・交流・サイリスタ・他） 応答速度（超速応励磁か否か）
		励磁系ブロック（ＡＶＲ，ＰＳＳ）
		ＦＲＴ要件の適用有無
		過励磁保護 59V/F ブロック
		ＯＥＬ，ＵＥＬブロック
水力	発電プラント制御装置	揚水待機・開始所要時間
		上ダム・下ダム運用可能水位
		電水比（kW/(m^3/s)）
逆変換装置	発電プラント制御装置	メーカ，型式
		単独運転検出方式，整定値
		逆変換装置の容量
		通電電流制限値

託送供給等約款(2024.10.1 実施)		
		系統事故時の力率制御時間
		三相事故時の事故電流（大きさ，供給時間）
		一，二相事故時の事故電流（大きさ，供給時間）
		ＦＲＴ要件の適用有無
		無効電力制御方式，整定値
		慣性力供給能力
風力	発電プラント制御装置	周波数調定率設定可能範囲，不感帯設定可能範囲
		発電機の出力特性
		出力変動対策の方法
		蓄電池，ウィンドファームコントローラの有無
蓄電池	発電プラント	蓄電容量
二次励磁機	発電プラント	拘束リアクタンス

託送供給等約款(2025.4.1 実施)		
		系統事故時の力率制御時間
		三相事故時の事故電流（大きさ，供給時間）
		一，二相事故時の事故電流（大きさ，供給時間）
		ＦＲＴ要件の適用有無
		無効電力制御方式，整定値
		慣性力供給能力
太陽光	発電プラント制御装置	発電機・制御モデル，モデルの各種定数
風力	発電プラント制御装置	周波数調定率設定可能範囲，不感帯設定可能範囲
		発電機の出力特性
		出力変動対策の方法
		蓄電池，ウィンドファームコントローラの有無
		発電機・制御モデル，モデルの各種定数
蓄電池	発電プラント	蓄電容量
二次励磁機	発電プラント	拘束リアクタンス

託送供給等約款(2024.10.1 実施)	託送供給等約款(2025.4.1 実施)
25　サイバーセキュリティ対策 事業用電気工作物（発電事業の用に供するものに限ります。）は，電気事業法にもとづき，「電力制御システムセキュリティガイドライン」に準拠した対策を講じていただきます。 自家用電気工作物（発電事業の用に供するものおよび小規模事業用電気工作物を除~~く~~）に係る遠隔監視システムおよび制御システムは，「自家用電気工作物に係るサイバーセキュリティの確保に関するガイドライン」に準拠した対策を講じていただきます。 上記以外の発電設備等については，サイバー攻撃による発電設備等の異常動作を防止し，または発電設備等がサイバー攻撃を受けた場合にすみやかな異常の除去，影響範囲の局限化等を行なうために次のとおり，適切なサイバーセキュリティ対策を講じていただきます。 (1) 外部ネットワークや他ネットワークを通じた発電設備等の制御に係るシステムへの影響を最小化するための対策を講じること。 (2) 発電設備等の制御に係るシステムには，マルウェアの侵入防止対策を講じること。 (3) 発電設備等に関し，セキュリティ管理責任者を設置すること。	**25　サイバーセキュリティ対策** 事業用電気工作物（発電事業の用に供するものに限ります。）は，電気事業法にもとづき，「電力制御システムセキュリティガイドライン」に準拠した対策を講じていただきます。 自家用電気工作物（発電事業の用に供するものおよび小規模事業用電気工作物を除きます。）に係る遠隔監視システムおよび制御システムは，「自家用電気工作物に係るサイバーセキュリティの確保に関するガイドライン」に準拠した対策を講じていただきます。 上記以外の発電設備等については，サイバー攻撃による発電設備等の異常動作を防止し，または発電設備等がサイバー攻撃を受けた場合にすみやかな異常の除去，影響範囲の局限化等を行なうために次のとおり，適切なサイバーセキュリティ対策を講じていただきます。 (1) 外部ネットワークや他ネットワークを通じた発電設備等の制御に係るシステムへの影響を最小化するための対策を講じること。 (2) 発電設備等の制御に係るシステムには，マルウェアの侵入防止対策を講じること。 (3) 発電設備等に関し，セキュリティ管理責任者を設置すること。

託送供給等約款(2024.10.1 実施)	託送供給等約款(2025.4.1 実施)
第７章　需要設備の連系に必要な技術要件（特別高圧）	**第７章　需要設備の連系に必要な技術要件（特別高圧）**
３　高調波 高調波発生機器を用いた電気設備を使用することにより，系統に高調波電流を流出する場合は，その高調波電流を抑制するため，次の要件にしたがっていただきます。 (1) 対象となる需要者および適用時期 イ　対象となる需要者は，次のいずれかに該当する需要者（以下「対象者」といいます。）といたします。 (ｲ) ２２，０００ボルトまたは３３，０００ボルトの系統から受電する需要者であって，その施設する高調波発生機器の種類毎の高調波発生率を考慮した容量（以下「等価容量」といいます。）の合計が３００キロボルトアンペアをこえる需要者 (ﾛ) ６６，０００ボルト以上の系統から受電する需要者であって，等価容量の合計が２，０００キロボルトアンペアをこえる需要者 ロ　イの等価容量を算出する場合に対象とする高調波発生機器は，３００ボルト以下の商用電源系統に接続して使用する定格電流２０アンペア／相以下の電気・電子機器以外の機器といたします。 ハ　対象者が，ロに該当する高調波発生機器を新設，増設または更新する場合等に適用いたします。なお，ロに該当する高調波発生機器を新設，増設または更新する等によって，対象者に該当することになる場合においても適用いたします。 (2) 高調波流出電流の算出 対象者から系統に流出する高調波流出電流の算出は次によるものといたします。 イ　高調波流出電流は，高調波発生機器毎の定格運転状態において発生する高調波電流を合計し，これに高調波発生機器の最大稼働率を乗じたものと~~いたします~~。 ロ　高調波流出電流は，高調波の次数毎に合計するものと~~いたします~~。 ハ　対象とする高調波の次数は，40 次以下と~~いたします~~。 ニ　対象者の構内に高調波流出電流を低減する設備がある場合は，その低減効果を考慮することができるものと~~いたします~~。 (3) 高調波流出電流の上限値 対象者から系統に流出する高調波流出電流の許容される上限値は，高調波	**３　高調波** 高調波発生機器を用いた電気設備を使用することにより，系統に高調波電流を流出する場合は，その高調波電流を抑制するため，次の要件にしたがっていただきます。 (1) 対象となる需要者および適用時期 イ　対象となる需要者は，次のいずれかに該当する需要者（以下「対象者」といいます。）といたします。 (ｲ) ２２，０００ボルトまたは３３，０００ボルトの系統から受電する需要者であって，その施設する高調波発生機器の種類毎の高調波発生率を考慮した容量（以下「等価容量」といいます。）の合計が３００キロボルトアンペアをこえる需要者 (ﾛ) ６６，０００ボルト以上の系統から受電する需要者であって，等価容量の合計が２，０００キロボルトアンペアをこえる需要者 ロ　イの等価容量を算出する場合に対象とする高調波発生機器は，３００ボルト以下の商用電源系統に接続して使用する定格電流２０アンペア／相以下の電気・電子機器以外の機器といたします。 ハ　対象者が，ロに該当する高調波発生機器を新設，増設または更新する場合等に適用いたします。なお，ロに該当する高調波発生機器を新設，増設または更新する等によって，対象者に該当することになる場合においても適用いたします。 (2) 高調波流出電流の算出 対象者から系統に流出する高調波流出電流の算出は次によるものといたします。 イ　高調波流出電流は，高調波発生機器毎の定格運転状態において発生する高調波電流を合計し，これに高調波発生機器の最大稼働率を乗じたものとする。 ロ　高調波流出電流は，高調波の次数毎に合計するものとする。 ハ　対象とする高調波の次数は，40 次以下とする。 ニ　対象者の構内に高調波流出電流を低減する設備がある場合は，その低減効果を考慮することができるものとする。 (3) 高調波流出電流の上限値 対象者から系統に流出する高調波流出電流の許容される上限値は，高調波

託送供給等約款(2024.10.1 実施)	託送供給等約款(2025.4.1 実施)
の次数毎に，次表に示す需要者の契約電力１キロワット当たりの高調波流出電流の上限値に当該需要者の契約電力（キロワット単位といたします。）を乗じた値といたします。 (4) 高調波流出電流の抑制対策の実施 対象者は，(2)の高調波流出電流が(3)の高調波流出電流の上限値をこえる場合には，高調波流出電流を高調波流出電流の上限値以下となるよう必要な対策を講じていただきます。	の次数毎に，次表に示す需要者の契約電力１キロワット当たりの高調波流出電流の上限値に当該需要者の契約電力（キロワット単位といたします。）を乗じた値といたします。 (4) 高調波流出電流の抑制対策の実施 対象者は，(2)の高調波流出電流が(3)の高調波流出電流の上限値をこえる場合には，高調波流出電流を高調波流出電流の上限値以下となるよう必要な対策を講じていただきます。

契約電力１キロワット当たりの高調波流出電流の上限値

(単位：ミリアンペア)

受電電圧 (ボルト)	5 次	7 次	11 次	13 次	17 次	19 次	23 次	23 次 超過
22,000	1.8	1.3	0.82	0.69	0.53	0.47	0.39	0.36
33,000	1.2	0.86	0.55	0.46	0.35	0.32	0.26	0.24
66,000	0.59	0.42	0.27	0.23	0.17	0.16	0.13	0.12
77,000	0.50	0.36	0.23	0.19	0.15	0.13	0.11	0.10
154,000	0.25	0.18	0.11	0.09	0.07	0.06	0.05	0.05
275,000	0.14	0.10	0.06	0.05	0.04	0.03	0.03	0.02

11 サイバーセキュリティ対策

自家用電気工作物（発電事業の用に供するものおよび小規模事業用電気工作物を除~~く~~）に係る遠隔監視システムおよび制御システムは，「自家用電気工作物に係るサイバーセキュリティの確保に関するガイドライン」に準拠した対策を講じていただきます。

契約電力１キロワット当たりの高調波流出電流の上限値

(単位：ミリアンペア)

受電電圧 (ボルト)	5 次	7 次	11 次	13 次	17 次	19 次	23 次	23 次 超過
22,000	1.8	1.3	0.82	0.69	0.53	0.47	0.39	0.36
33,000	1.2	0.86	0.55	0.46	0.35	0.32	0.26	0.24
66,000	0.59	0.42	0.27	0.23	0.17	0.16	0.13	0.12
77,000	0.50	0.36	0.23	0.19	0.15	0.13	0.11	0.10
154,000	0.25	0.18	0.11	0.09	0.07	0.06	0.05	0.05
275,000	0.14	0.10	0.06	0.05	0.04	0.03	0.03	0.02

11 サイバーセキュリティ対策

自家用電気工作物（発電事業の用に供するものおよび小規模事業用電気工作物を除きます。）に係る遠隔監視システムおよび制御システムは，「自家用電気工作物に係るサイバーセキュリティの確保に関するガイドライン」に準拠した対策を講じていただきます。

３　工事に関する費用の負担に関する算出の根拠および決定の方法に関する説明書

工事に関する費用の負担に関する算出の根拠および
決定の方法に関する説明書

混雑緩和プロセスにおける工事費負担金の算出につきましては、第 52 回総合資源エネルギー調査会省エネルギー・新エネルギー分科会／電力・ガス事業分科会再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会(2023 年６月 21 日開催)において、系統増強を希望した発電事業者の負担を基本とした上で、混雑緩和プロセスによる系統増強が一般送配電事業者の計画している設備更新と同調できるなど、一般送配電事業者の受益と評価できる部分については、一般負担として控除する整理がなされたことを反映いたしました。

また、混雑緩和プロセスの参加者に求める保証金につきましては、第 69 回広域系統整備委員会（2023 年８月９日開催）において、従来の一括検討プロセスと同等に設定する整理がなされたことを反映いたしました。

託送供給等約款変更認可申請書

2024 年 11 月 29 日

関西電力送配電株式会社

託送供給等約款変更認可申請書

関送企発　第 11 号

2024 年 11 月 29 日

経済産業大臣　武藤　容治　殿

大阪市北区中之島 3 丁目 6 番 16 号

関西電力送配電株式会社

代表取締役社長　白 銀　隆 之

次のとおり託送供給等約款の変更の認可を受けたいので、電気事業法第 18 条第１項の規定により申請します。

変　更　の　内　容	別紙　託送供給等約款のとおりであります。
実　　施　　期　　日	2025 年４月１日

別紙

託 送 供 給 等 約 款

2025 年 4 月 1 日 実施

関西電力送配電株式会社

託　送　供　給　等　約　款
目　　次

Ⅰ　総　　則 …… Ⅰ-1

1　適　　用 …… Ⅰ-1

2　託送供給等約款の認可および変更 …… Ⅰ-2

3　定　　義 …… Ⅰ-2

4　代表契約者の選任 …… Ⅰ-8

5　託送供給等に関する取扱い …… Ⅰ-9

6　単位および端数処理 …… Ⅰ-9

7　実　施　細　目 …… Ⅰ-10

Ⅱ　契約の申込み …… Ⅱ-1

8　契　約　の　要　件 …… Ⅱ-1

9　検討および契約の申込み …… Ⅱ-6

10　契約の成立および契約期間 …… Ⅱ-16

11　託送供給等の開始 …… Ⅱ-17

12　供給準備その他必要な手続きのための協力 …… Ⅱ-17

13　電気方式，電圧および周波数 …… Ⅱ-18

14　発電場所および需要場所 …… Ⅱ-20

15　供給および契約の単位 …… Ⅱ-22

16　承　諾　の　限　界 …… Ⅱ-27

17　契約書の作成 …… Ⅱ-27

Ⅲ　料　　金 …… Ⅲ-1

18　料　　金 …… Ⅲ-1

19　接続送電サービス …… Ⅲ-3

20　臨時接続送電サービス …… Ⅲ-31

21　予備送電サービス……Ⅲ-40
22　系統連系受電サービス……Ⅲ-43
23　発電量調整受電計画差対応電力……Ⅲ-47
24　接続対象計画差対応電力……Ⅲ-49
25　需要抑制量調整受電計画差対応電力……Ⅲ-50
26　給電指令時補給電力……Ⅲ-51

Ⅳ　料金の算定および支払い……Ⅳ-1
27　料金の適用開始の時期……Ⅳ-1
28　検　　針　　日……Ⅳ-1
29　料金の算定期間……Ⅳ-2
30　計　　量……Ⅳ-4
31　電力および電力量の算定……Ⅳ-5
32　損　　失　　率……Ⅳ-27
33　料 金 の 算 定……Ⅳ-27
34　支払義務の発生および支払期日……Ⅳ-32
35　料金その他の支払方法……Ⅳ-35
36　保　　証　　金……Ⅳ-38
37　連　帯　責　任……Ⅳ-41

Ⅴ　供　　給……Ⅴ-1
38　託送供給等の実施……Ⅴ-1
39　給電指令の実施等……Ⅴ-5
40　適正契約の保持等……Ⅴ-8
41　契 約 超 過 金……Ⅴ-9
42　力 率 の 保 持……Ⅴ-12
43　発電場所および需要場所への立入りによる業務の実施……Ⅴ-13
44　託送供給等にともなう協力……Ⅴ-14
45　託送供給等の停止……Ⅴ-15

46　託送供給等の停止の解除……Ⅴ-17
47　託送供給等の停止期間中の料金……Ⅴ-17
48　違　　約　　金……Ⅴ-17
49　損害賠償の免責……Ⅴ-17
50　設 備 の 賠 償……Ⅴ-18

Ⅵ　契約の変更および終了……Ⅵ-1
51　契 約 の 変 更……Ⅵ-1
52　名 義 の 変 更……Ⅵ-4
53　契 約 の 廃 止……Ⅵ-5
54　供給開始後の契約の消滅または変更にともなう料金および工事費の精算…Ⅵ-7
55　解　　約　　等……Ⅵ-13
56　契約消滅後の債権債務関係……Ⅵ-16

Ⅶ　受電方法および供給方法ならびに工事……Ⅶ-1
57　受電地点，供給地点および施設……Ⅶ-1
58　架 空 引 込 線……Ⅶ-3
59　地 中 引 込 線……Ⅶ-4
60　連接引込線等……Ⅶ-6
61　中高層集合住宅等における受電方法および供給方法……Ⅶ-6
62　引込線の接続……Ⅶ-7
63　計量器等の取付け……Ⅶ-7
64　通信設備等の施設……Ⅶ-8
65　専用供給設備……Ⅶ-9

Ⅷ　工 事 費 の 負 担……Ⅷ-1
66　受電地点への供給設備の工事費負担金……Ⅷ-1
67　受電用計量器等の工事費負担金……Ⅷ-6
68　会社間連系設備の工事費負担金……Ⅷ-7

69　一般供給設備の工事費負担金……Ⅷ-7
70　供給地点への特別供給設備の工事費負担金 ……Ⅷ-12
71　供給地点への供給設備を変更する場合の工事費負担金……Ⅷ-13
72　供給地点への特別供給設備等の工事費の算定……Ⅷ-14
73　工事費負担金の申受けおよび精算 ……Ⅷ-17
74　供給開始に至らないで契約を廃止または変更される場合等の費用の申受け…… Ⅷ-19
75　臨 時 工 事 費……Ⅷ-20
76　工事費等に関する契約書の作成……Ⅷ-21

Ⅸ　保　　安……IX-1
77　保 安 の 責 任……IX-1
78　保安等に対する発電者および需要者の協力 ……IX-1
79　調　　査……IX-2
80　調 査 等 の 委 託……IX-2
81　調査に対する需要者の協力 ……IX-2
82　検査または工事の受託……IX-3
83　自家用電気工作物 ……IX-3

附　　則 ……附則-1

別　　表 ……別表-1

Ⅰ　総　　則

１　適　　用

当社が，小売電気事業，当社以外の一般送配電事業，特定送配電事業もしくは電気事業法第２条第１項第５号ロにもとづき行なわれる電気の供給（以下「自己等への電気の供給」といいます。）の用に供するための託送供給または電気事業法第２条第１項第７号に定める電力量調整供給を行なうときの料金および必要となるその他の供給条件は，この託送供給等約款（以下「この約款」といいます。）によります。

なお，この約款において託送供給および電力量調整供給とは，次のものをいいます。

⑴　託送供給

次の接続供給および振替供給をいいます。

イ　接続供給

当社が契約者から受電し，当社が維持および運用する供給設備を介して，同時に，その受電した場所以外の当社の供給区域（滋賀県，京都府，大阪府，奈良県，和歌山県，兵庫県〔一部を除きます。〕，福井県の一部，岐阜県の一部および三重県の一部をいいます。）内の場所（会社間連系点を除きます。）において，契約者の小売電気事業，特定送配電事業または自己等への電気の供給の用に供するための電気を契約者に供給することをいいます。

ロ　振替供給

当社が契約者から小売電気事業，当社以外の一般送配電事業，特定送配電事業または自己等への電気の供給の用に供するための電気を受電し，当社が維持および運用する供給設備（当社が使用権を有する設備を含みます。）を介して，同時に，その受電した場所以外の会社間連系点において，契約者に，その受電した電気の量に相当する量の電気を供給することをいいます。

⑵　電力量調整供給

次の発電量調整供給および需要抑制量調整供給をいいます。

イ　発電量調整供給

当社が発電契約者から，当社が行なう託送供給に係る小売電気事業，一般送配電事業，特定送配電事業または自己等への電気の供給の用に供するための電気を受電し，当社が維持および運用する供給設備を介して，同時に，その受電した場所において，発電契約者に，発電契約者があらかじめ当社に申し出た量の電気を供給することをいいます。

ロ　需要抑制量調整供給

当社が需要抑制契約者から，特定卸供給の用に供するための電気（小売電気事業または特定送配電事業の供給の用に供するための電気で，電気事業法施行規則第１条第２項第７号に定める特定抑制依頼によってえられた電気に限ります。）を受電し，当社が維持および運用する供給設備を介して，同時に，その受電した場所において，需要抑制契約者に，需要抑制契約者があらかじめ当社に申し出た量の電気を供給することをいいます。

２　託送供給等約款の認可および変更

⑴　この約款は，電気事業法第18条第１項の規定にもとづき，経済産業大臣の認可を受けたものです。

⑵　当社は，経済産業大臣の認可を受け，または経済産業大臣に届け出て，この約款を変更することがあります。この場合には，料金および必要となるその他の供給条件は，変更後の託送供給等約款によります。

３　定　　義

次の言葉は，この約款においてそれぞれ次の意味で使用いたします。

⑴　契 約 者

この約款にもとづいて当社と接続供給契約または振替供給契約を締結する小売電気事業者，一般送配電事業者，特定送配電事業者または自己等への電気の供給を行なう者をいいます。

⑵　発電契約者

この約款にもとづいて当社と発電量調整供給契約を締結する者をいいます。

⑶　需要抑制契約者

この約款にもとづいて当社と需要抑制量調整供給契約を締結する者をいいます。

⑷　発 電 者

小売電気事業，一般送配電事業，特定送配電事業または自己等への電気の供給の用に供する電気（託送供給に係る電気に限ります。）を発電または放電する者で当社以外の者をいいます。

⑸　需 要 者

契約者が小売電気事業または自己等への電気の供給として電気を供給する相手方となる者をいいます。

⑹　低　　圧

標準電圧100ボルトまたは200ボルトをいいます。

⑺　高　　圧

標準電圧6,000ボルトをいいます。

⑻　特別高圧

標準電圧20,000ボルト以上の電圧をいいます。

⑼　受電地点

当社が，託送供給に係る電気を契約者から受電する地点，発電量調整供給に係る電気を発電契約者から受電する地点または需要抑制量調整供給に係る電気を需要抑制契約者から受電する地点をいいます。

⑽　発電場所

発電者が，発電量調整供給に係る電気を発電または放電する場所をいいます。

⑾　供給地点

当社が，託送供給に係る電気を契約者に供給する地点をいいます。

⑿　需要場所

需要者が，契約者から供給された接続供給に係る電気を使用する場所をいいます。

⒀　会社間連系点

当社以外の一般送配電事業者または配電事業者が維持および運用する供給設備と当社が維持および運用する供給設備（当社が使用権を有する設備を含みます。）との接続点をいいます。

⒁　中継振替

会社間連系点を受電地点とし，他の会社間連系点を供給地点とする振替供給をいいます。

⒂　地内振替

発電者の電気設備と当社の供給設備との接続点を受電地点とし，会社間連系点を供給地点とする振替供給をいいます。

⒃　発電量調整受電電力

発電量調整供給の場合で，受電地点において，当社が発電契約者から受電する電気の電力をいいます。

⒄　発電量調整受電電力量

受電地点において，当社が発電契約者から受電する発電量調整供給に係る電気の電力量をいいます。

⒅　発電量調整受電計画電力

発電量調整受電電力の計画値で，発電契約者があらかじめ当社に通知するものをいいます。

⒆　発電量調整受電計画電力量

発電量調整受電電力量の計画値で，発電契約者があらかじめ当社に通知するものをいいます。

⒇　接続受電電力

接続供給の場合で，受電地点において，当社が契約者から受電する電気の電力をいいます。

⑵1　接続受電電力量

受電地点において，当社が契約者から受電する接続供給に係る電気の電力量をいいます。

⑵2　接続供給電力

供給地点において，当社が契約者に供給する接続供給に係る電気の電力をいいます。

⑵3　接続供給電力量

供給地点において，当社が契約者に供給する接続供給に係る電気の電力量をいいます。

⑵4　接続対象電力

接続供給電力を損失率で修正した値をいいます。

⑵5　接続対象電力量

接続供給電力量を損失率で修正した値をいいます。

⑵6　接続対象計画電力

接続対象電力の計画値で，契約者があらかじめ当社に通知するものをいいます。

⑵7　接続対象計画電力量

接続対象電力量の計画値で，契約者があらかじめ当社に通知するものをいいます。

⑵8　需要抑制量調整受電電力

需要抑制量調整供給の場合で，受電地点において，当社が需要抑制契約者から受電する電気の電力をいいます。

⑵9　需要抑制量調整受電電力量

受電地点において，当社が需要抑制契約者から受電する需要抑制量調整供給に係る電気の電力量をいいます。

⑶0　需要抑制量調整受電計画電力

需要抑制量調整受電電力の計画値で，需要抑制契約者があらかじめ当社に通知するものをいいます。

⑶1　需要抑制量調整受電計画電力量

需要抑制量調整受電電力量の計画値で，需要抑制契約者があらかじめ当社に通知するものをいいます。

⑶2　ベースライン

需要抑制量調整供給を行なう場合の基準となる電力量で，需要抑制契約者があらかじめ当社に通知するものをいいます。

⑶3　損 失 率

接続供給における受電地点から供給地点に至る電気の損失率をいいます。

⑶4　契約電力

契約上使用できる最大電力（キロワット）であって，接続送電サービス契約電力，臨時接続送電サービス契約電力および予備送電サービス契約電力をいいます。

⑶5　契約容量

契約上使用できる最大容量（キロボルトアンペア）であって，接続送電サービス契約容量および臨時接続送電サービス契約容量をいいます。

⑶6　契約受電電力

契約上使用できる受電地点における接続受電電力または発電量調整受電電力の最大値（キロワット）で，契約者または発電契約者と当社との協議によりあらかじめ定めた値（発電量調整供給においては，同時最大受電電力をこえないものといたします。）をいいます。

⑶7　同時最大受電電力

発電者の電気設備と当社の供給設備との接続点における最大電力（キロワット）で，発電契約者または発電者と当社との協議により発電場所ごとにあらかじめ定めた値をいいます。

⑶8　最大連系電力等

当社が受電地点において発電契約者から受電する発電量調整供給に係る電気の電力の最大値をいいます。

⑶⑼　最大需要電力等

当社が供給地点において契約者に供給する接続供給に係る電気の電力の最大値をいいます。

⑷⓪　発電バランシンググループ

31（電力および電力量の算定）⑵⓪イもしくはロに定める発電量調整受電計画差対応補給電力量または31（電力および電力量の算定）⑵①イもしくはロに定める発電量調整受電計画差対応余剰電力量を算定する対象となる単位で，発電契約者があらかじめ発電量調整供給契約において設定するものをいいます。

⑷①　需要バランシンググループ

31（電力および電力量の算定）⑵②に定める接続対象計画差対応補給電力量または31（電力および電力量の算定）⑵③に定める接続対象計画差対応余剰電力量を算定する対象となる単位で，契約者があらかじめ接続供給契約において設定するものをいいます。

⑷②　需要抑制バランシンググループ

31（電力および電力量の算定）⑵④に定める需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量または31（電力および電力量の算定）⑵⑤に定める需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量を算定する対象となる単位で，需要抑制契約者があらかじめ需要抑制量調整供給契約において設定するものをいいます。

⑷③　電　　灯

白熱電球，けい光灯，ネオン管灯，水銀灯等の照明用電気機器（付属装置を含みます。）をいいます。

⑷④　小型機器

主として住宅，店舗，事務所等において単相で使用される，電灯以外の低圧の電気機器をいいます。ただし，急激な電圧の変動等により他の電気の使用者の電灯の使用を妨害し，または妨害するおそれがあり，電灯と併用できないものは除きます。

⑷5 動　　力

電灯および小型機器以外の電気機器をいいます。

⑷6 契約負荷設備

契約上使用できる負荷設備をいいます。

⑷7 契約主開閉器

契約上設定されるしゃ断器であって，定格電流を上回る電流に対して電路をしゃ断し，需要者において使用する最大電流を制限するものをいいます。

⑷8 定期検査

電気事業法第54条および第55条第１項に定められた検査をいいます。

⑷9 定期補修

一定期間を限り定期的に行なわれる補修をいいます。

⑸0 給電指令

発電者の発電設備および蓄電池（以下「発電設備等」といいます。）もしくは会社間連系点の運用または需要者の電気の使用について，当社から指令することをいいます。

⑸1 昼間時間

毎日午前８時から午後10時までの時間をいいます。ただし，日曜日，「国民の祝日に関する法律」に規定する休日，１月２日，１月３日，４月30日，５月１日，５月２日，12月30日および12月31日の該当する時間を除きます。

⑸2 夜間時間

昼間時間以外の時間をいいます。

４　代表契約者の選任

自己等への電気の供給の用に供するための接続供給契約の場合を除き，１接続供給契約における契約者を複数とすることができます。この場合，当該接続供給契約においては１需要バランシンググループを設定するものとし，この約款に関する当社との協議および接続供給の実施に関する事項についての権限を複数の契約者全員から委任された契約者を，代表契約者としてあらかじめ選任していただき，かつ，契約者が行なう，当社との手続きおよび協議，ならびに

この約款に定める金銭債務の支払い等は，代表契約者を通じて行なっていただきます。また，当社は，契約者との協議および契約者への通知を代表契約者に対して行ないます。ただし，当社は，必要に応じて，代表契約者以外の契約者と，協議等をさせていただくことがあります。

５　託送供給等に関する取扱い

当社は，とくに必要となる場合を除き，当社の専用窓口を通じて，この約款の実施取扱いをいたします。この場合，当社は，託送供給または電力量調整供給の申込みおよび実施に際してえた情報については，託送供給，電力量調整供給または再生可能エネルギー電気卸供給約款にもとづく再生可能エネルギー電気卸供給を実施する目的以外に使用いたしません。

６　単位および端数処理

この約款において料金その他を計算する場合の単位およびその端数処理は，次のとおりといたします。

⑴　契約負荷設備の個々の容量の単位は，１ワットまたは１ボルトアンペアとし，その端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。

⑵　契約容量の単位は，１キロボルトアンペアとし，その端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。

⑶　発電量調整受電電力，発電量調整受電計画電力，接続受電電力，接続供給電力，接続対象電力，接続対象計画電力，需要抑制量調整受電電力，需要抑制量調整受電計画電力，契約電力，契約受電電力，同時最大受電電力，最大連系電力等，最大需要電力等およびその他の電気の電力の単位は，次の場合を除き，１キロワットとし，その端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。

イ　低圧で供給する場合で，19（接続送電サービス）⑵イまたは20（臨時接続送電サービス）⑵イ(ロ)を適用した場合に算定された値が0.5キロワット以下となるときは，契約電力を0.5キロワットといたします。

ロ　高圧で供給する場合で，19（接続送電サービス）⑵イを適用した場合に

算定された値が0.5キロワット未満となるときは，契約電力を１キロワットといたします。

⑷　発電量調整受電電力量，発電量調整受電計画電力量，接続受電電力量，接続供給電力量，接続対象電力量，接続対象計画電力量，需要抑制量調整受電電力量，需要抑制量調整受電計画電力量，ベースライン，発電量調整受電計画差対応補給電力量，発電量調整受電計画差対応余剰電力量，接続対象計画差対応補給電力量，接続対象計画差対応余剰電力量，需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量，需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量，給電指令時補給電力量およびその他の電気の電力量の単位は，１キロワット時とし，その端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。ただし，低圧で受電する場合の30分ごとの接続受電電力量および30分ごとの発電量調整受電電力量ならびに低圧で供給する場合の30分ごとの接続供給電力量の単位は，最小位までといたします。

⑸　力率の単位は，１パーセントとし，その端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。

⑹　料金その他の計算における合計金額の単位は，１円とし，その端数は，切り捨てます。

7　実施細目

この約款の実施上必要な細目的事項は，そのつど契約者，発電契約者，発電者または需要抑制契約者と当社との協議によって定めます。

なお，当社は，必要に応じて，需要者と別途協議を行なうことがあります。

Ⅱ　契約の申込み

８　契約の要件

⑴　契約者が接続供給契約または振替供給契約を希望される場合は，次の要件を満たしていただきます。

イ　小売電気事業，一般送配電事業，特定送配電事業または自己等への電気の供給の用に供する電気が電力量調整供給に係るものまたは当社が供給する託送供給に供する電気であること。

ロ　接続供給の場合，契約者が需要者の需要の計画値に応じた電気の供給が可能であること。

ハ　振替供給の場合，契約者が営む小売電気事業，一般送配電事業，特定送配電事業または契約者が行なう自己等への電気の供給の用に供するためのものであること。

ニ　需要者が電気設備を当社の供給設備に電気的に接続するにあたり，電気設備に関する技術基準，その他の法令等にしたがい，かつ，別冊に定める系統連系技術要件（以下「系統連系技術要件」といいます。）を遵守して，当社の供給設備の状況等を勘案して技術的に適当と認められる方法によって連系すること。

ホ　高圧または特別高圧で供給する場合は，契約者および需要者が当社からの給電指令にしたがうこと。

ヘ　契約者が，需要者にこの約款における需要者に関する事項を遵守させ，かつ，需要者がこの約款における需要者に関する事項を遵守する旨の承諾をすること。

ト　需要者が他の契約者から電気の供給を受けることを当社が確認した場合は，契約者が，当社が契約者にあらかじめお知らせすることなく接続供給の実施に必要な需要者の情報を当該他の契約者に対し提供する旨の承諾をすること。

チ　契約者および需要者が，当社が契約者および需要者にあらかじめお知ら

せすることなく発電量調整供給等の実施に必要な需要者の情報を発電契約者および需要場所と同一の場所である発電場所の発電者または当社と再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）第２条第５項に定める特定契約（以下「特定契約」といいます。）もしくは再生可能エネルギー特別措置法第２条の７に定める一時調達契約（以下「一時調達契約」といいます。）等を締結する者に対し提供する旨の承諾をすること。

リ　契約者が自己等への電気の供給の用に供するための接続供給契約または振替供給契約を希望される場合は，次の要件を満たすこと。

㈠　契約者と同一の者である発電者の発電設備等が電気事業法第２条第１項第５号ロに定める非電気事業用電気工作物であること。

㈡　契約者と同一の者でない発電者の発電または放電に係る電気も供給する場合は，当該発電者の発電設備等が契約者と電気事業法第２条第１項第５号ロの経済産業省令で定める密接な関係を有する者が維持および運用する非電気事業用電気工作物であること。

㈢　需要者が契約者と同一の者，または契約者と電気事業法第２条第１項第５号ロの経済産業省令で定める密接な関係を有する者であること。

ヌ　契約者が，１需要場所において，分割供給（複数の小売電気事業者が，１需要場所において，１引込みを通じて行なうそれぞれの電気事業法第２条第１項第１号に定める小売供給をいいます。ただし，一方の小売電気事業者が需要者の発電設備の検査，補修または事故〔停電による停止等を含みます。〕により生じた不足電力の補給にあてるための電気のみを供給する場合の小売供給を除きます。）を行なうための接続供給（以下「分割接続供給」といいます。）を希望される場合は，次の要件を満たすこと。

㈠　当該需要場所が，高圧または特別高圧で電気の供給を受ける需要場所であること。

㈡　当該需要場所において分割接続供給を受ける契約者は，２契約者に限ること。

㈠　双方の契約者および需要者が，当該需要場所において，当社が分割接続供給を行なう旨の承諾をすること。

㈡　双方の契約者および需要者が，当社が契約者および需要者にあらかじめお知らせすることなく分割接続供給の実施に必要な契約者および需要者の情報を他の一方の契約者に対し提供する旨の承諾をすること。

⑵　発電契約者が発電量調整供給契約を希望される場合は，次の要件を満たしていただきます。

イ　発電契約者が発電量調整受電計画電力量に応じて電気を供給すること。

ロ　発電者が発電または放電する電気が当社が行なう託送供給に係るものであること。

ハ　発電者が電気設備を当社の供給設備に電気的に接続するにあたり，電気設備に関する技術基準，その他の法令等にしたがい，かつ，系統連系技術要件を遵守して，当社の供給設備の状況等を勘案して技術的に適当と認められる方法によって連系すること。

ニ　高圧または特別高圧で受電する場合は，発電契約者および発電者が当社からの給電指令にしたがうこと。

ホ　発電契約者が当社を代理して，発電者との間で，系統連系受電契約（発電量調整供給契約にもとづき締結する契約をいいます。）を締結すること。

ヘ　発電契約者が，原則として，18（料金）⑶に定める発電者に係る料金，延滞利息および契約超過金を，34（支払義務の発生および支払期日）⑷に定める期日までの間，当社に代わり，発電者から受領し，当社があらかじめ定める支払いに関する期日までに当社へ引き渡す業務を受託すること。

ト　発電契約者が，35（料金その他の支払方法）⑶ロの場合を除き，18（料金）⑶に定める発電者に係る料金，延滞利息および契約超過金の支払い業務を発電者から無償で受託すること。

チ　発電者が系統連系受電契約の変更を発電契約者に申し出た場合，発電契約者が発電量調整供給契約の変更として当社へ申し出ること。

リ　当社が発電者との系統連系受電契約を解約する場合，発電契約者が，当

該発電者の発電場所に係る発電量調整供給契約が変更されることを承諾すること。

ヌ　発電契約者が，発電者にこの約款における発電者に関する事項を遵守させ，かつ，発電者がこの約款における発電者に関する事項を遵守する旨の承諾をすること。

ただし，当社と特定契約を締結する発電者（発電契約者が発電者との間で電力受給に関する契約を締結している場合を除きます。）および発電契約者と同一の者である発電者については，ホ，ヘ，ト，チおよびリの要件を除きます。

なお，当社は，発電契約者に対して，系統連系受電契約の締結または変更について，当社を代理する権利を付与いたします。

⑶　発電者が系統連系受電契約を希望される場合は，次の要件を満たしていただきます。

イ　新たに系統連系受電契約を希望される場合または当該契約の内容に変更が生じる場合，発電者が当該契約の締結または変更について当社を代理する発電契約者に対して申し出ること。

ロ　発電者が発電または放電する電気が当社が行なう託送供給に係るもの（当社との特定契約に係る電気を除きます。）であること。

ハ　発電者が電気設備を当社の供給設備に電気的に接続するにあたり，電気設備に関する技術基準，その他の法令等にしたがい，かつ，系統連系技術要件を遵守して，当社の供給設備の状況等を勘案して技術的に適当と認められる方法によって連系すること。

ニ　高圧または特別高圧で受電する場合は，発電者が当社からの給電指令にしたがうこと。

ホ　発電者が，原則として，18（料金）⑶に定める発電者に係る料金，延滞利息および契約超過金の支払い業務を発電契約者に委託すること。

ヘ　発電者が当該契約の消滅後に接続された電気を当社が無償で受電することについて承諾すること。

ただし，発電契約者と同一の者である発電者については，イおよびホの要件を除きます。

⑷　需要抑制契約者が需要抑制量調整供給契約を希望される場合は，次の要件を満たしていただきます。

イ　需要抑制契約者が特定卸供給を行なう事業を営む者で，次のいずれにも該当すること。

⑴　需要者に対して，次のａおよびｂの事項を定めた需要抑制に関する計画を適時に策定し，当該計画にしたがって適切な需要抑制の指示を適時に出すことができること。

ａ　需要抑制量（１キロワットをこえる電気を抑制しようとするものに限ります。）

ｂ　需要抑制の実施頻度および時期

⑵　⑴によってえられた100キロワットをこえる電気を供給しようとするものであること。

⑶　電気の安定かつ適正な供給を確保するための適切な需給管理体制および情報管理体制を確立し，実施および維持することができること。

⑷　需要者の保護の観点から適切な情報管理体制を確立し，実施および維持できること。

⑸　需要者と電力需給に関する契約等を締結している契約者が供給力を確保するよう，当該契約者と需要抑制契約者との間または当該契約者と需要者との間で適切な契約がなされていること。

ロ　需要抑制契約者が需要抑制量調整受電計画電力量に応じて電気を供給すること。

ハ　需要者に係る接続送電サービスまたは臨時接続送電サービスが電灯定額接続送電サービスまたは電灯臨時定額接続送電サービスもしくは動力臨時定額接続送電サービスでないこと。

ニ　需要抑制量調整受電電力量の算定上，需要場所が30（計量）⑶に該当しないこと。

ホ　需要抑制契約者が，需要者にこの約款における需要者に関する事項を遵守させ，かつ，需要者がこの約款における需要者に関する事項を遵守する旨の承諾をすること。

ヘ　当社が分割接続供給を行なう供給地点において，需要抑制契約者は，15（供給および契約の単位）⑵イ㈠または㈡により分割接続供給を受ける契約者に係る接続送電サービスまたは臨時接続送電サービスについて需要抑制量調整供給契約を希望される場合は，他の一方の契約者に係る接続送電サービスまたは臨時接続送電サービスについてもあわせて需要抑制量調整供給契約を締結すること。

９　検討および契約の申込み

契約者が新たに接続供給契約もしくは振替供給契約を希望される場合，発電契約者が新たに発電量調整供給契約を希望される場合，発電者（当社と特定契約を締結する発電者〔発電契約者が発電者との間で電力受給に関する契約を締結している場合を除きます。〕を除きます。）が新たに系統連系受電契約を希望される場合または需要抑制契約者が新たに需要抑制量調整供給契約を希望される場合は，あらかじめこの約款を承認のうえ，次の手続きにより，契約者から託送供給の申込み，発電契約者から発電量調整供給の申込みまたは需要抑制契約者から需要抑制量調整供給の申込みをしていただきます。

なお，電圧または周波数の変動等によって損害を受けるおそれがある発電者または需要者は，無停電電源装置の設置等必要な措置を講じていただきます。また，発電者または需要者が保安等のために必要とする電気については，その容量を明らかにしていただき，21（予備送電サービス）の申込みまたは保安用の発電設備の設置，蓄電池装置の設置等必要な措置を講じていただきます。

⑴　受電側接続検討の申込み

イ　当社は，契約者または発電契約者から小売電気事業，一般送配電事業，特定送配電事業または自己等への電気の供給の用に供する電気を受電（原則として高圧または特別高圧で受電する場合に限ります。また，接続供給または振替供給の場合は，受電地点が会社間連系点のときに限ります。）

するにあたり，供給設備の新たな施設または変更についての検討（以下「受電側接続検討」といいます。）をいたします。

なお，他の接続供給契約もしくは振替供給契約または発電量調整供給契約等により既に連系されている受電地点については，受電側接続検討を省略することがあります。

ロ　契約者または発電契約者は，接続供給契約（受電地点が会社間連系点の場合に限ります。）もしくは振替供給契約（受電地点が会社間連系点の場合に限ります。）または発電量調整供給契約（発電者から電気を受電する場合に限ります。）の申込みに先だち，次の事項を明らかにして，当社所定の様式により，受電側接続検討の申込みをしていただきます。

⑴　接続供給の場合

a　契約者の名称

b　代表契約者の名称（契約者が複数の場合に限ります。）

c　当該接続供給に必要となる当社以外の一般送配電事業者または配電事業者との振替供給契約等の内容または申込内容

d　接続受電電力の最大値および最小値

e　接続供給の開始希望日

⑵　振替供給の場合

a　契約者の名称

b　当該振替供給に必要となる当社以外の一般送配電事業者または配電事業者との振替供給契約等の内容または申込内容

c　振替供給に係る受電電力の最大値および最小値

d　供給地点

e　振替供給の開始希望日

⑶　発電量調整供給の場合

a　発電契約者の名称

b　発電者の名称，発電場所および受電地点

c　発電設備等の発電・放電方式，発電・放電出力および系統安定上必

要な仕様

d　発電量調整受電電力の最大値および最小値

e　受電地点における受電電圧

f　発電場所における負荷設備および受電設備

g　発電量調整供給の開始希望日

ハ　検討期間および検討料

⑴　当社は，原則として受電側接続検討の申込みから３月以内に検討結果をお知らせいたします。

⑵　当社は，原則として，１受電地点１検討につき22万円を検討料として，受電側接続検討の申込み時に発電契約者から申し受けます。ただし，次の場合には，検討料を申し受けません。

a　検討を要しない場合

b　受電側接続検討の回答後，他の発電契約者の契約の申込みにともなう連系予約（当該契約の申込みに係る発電設備等が送電系統へ連系されたものとして取り扱うことをいいます。）によって送電系統の状況が変化した場合等，受電側接続検討の前提となる事実関係に変動がある場合で，かつ，検討料を申し受けた受電側接続検討の回答日から１年以内に受け付けた受電側接続検討のとき。

⑵　供給側接続事前検討の申込み

イ　当社は，契約者が希望される場合に，契約者に小売電気事業，特定送配電事業または自己等への電気の供給の用に供する電気を供給するにあたり，工事の要否および工事が必要な場合の当該工事の種別についての検討（以下「供給側接続事前検討」といいます。）をいたします。

ロ　契約者は，次の事項を明らかにして，当社所定の様式により，供給側接続事前検討の申込みをしていただきます。この場合，契約者への情報開示に係る需要者の承諾書（当社所定の様式によります。）をあわせて提出していただくことがあります。また，分割接続供給を希望される場合は，あらかじめ双方の契約者で協議のうえ，申込みをしていただきます。

㈠　需要者の名称，用途，需要場所（供給地点特定番号を含みます。）および供給地点

㈡　契約電力（分割接続供給を希望される場合は，１需要場所において使用できる最大電力〔キロワット〕といたします。）または契約容量

㈢　供給地点における供給電気方式および供給電圧

㈣　負荷設備または主開閉器

㈤　接続供給の開始希望日および使用期間

ハ　負荷設備，契約電力または契約容量については，１年間を通じての最大の負荷を基準として，契約者から申し出ていただきます。この場合，１年間を通じての最大の負荷を確認するため，必要に応じて接続供給の開始希望日以降１年間の接続供給電力の計画値を当社所定の様式により申し出ていただきます。

ニ　当社は，原則として供給側接続事前検討の申込みから２週間以内に検討結果をお知らせいたします。

⑶　需要抑制量調整供給事前検討の申込み

イ　当社は，需要抑制契約者が希望される場合に，特定卸供給の用に供する電気を受電するにあたり，工事の要否および工事が必要な場合の当該工事の種別についての検討（以下「需要抑制量調整供給事前検討」といいます。）をいたします。

ロ　需要抑制契約者は，次の事項を明らかにして，当社所定の様式により，需要抑制量調整供給事前検討の申込みをしていただきます。この場合，需要抑制契約者への情報開示に係る需要者の承諾書（当社所定の様式によります。）をあわせて提出していただくことがあります。

㈠　需要抑制契約者の名称

㈡　需要者の名称，需要場所（供給地点特定番号を含みます。）

㈢　需要抑制量調整供給の開始希望日

ハ　当社は，原則として需要抑制量調整供給事前検討の申込みから２週間以内に検討結果をお知らせいたします。

⑷　契約の申込み

契約者は，⑴ロ㈠または㈡の事項およびイまたはロの事項を，発電契約者は，⑴ロ㈢の事項およびハの事項を，需要抑制契約者は，ニの事項を明らかにして，当社所定の様式により，接続供給契約，振替供給契約，発電量調整供給契約，系統連系受電契約または需要抑制量調整供給契約の申込みをしていただきます。この場合，８（契約の要件）⑴へおよび接続供給の実施に必要な需要者の情報を当社が契約者に対し提供することに関する需要者の契約者に対する承諾書の写し，８（契約の要件）⑵ホに定める要件を満たすことを証明する文書および８（契約の要件）⑵ヌに定める発電者の発電契約者に対する承諾書の写しまたは８（契約の要件）⑷ホおよび需要抑制量調整供給の実施に必要な需要者の情報を当社が需要抑制契約者に対し提供することに関する需要者の需要抑制契約者に対する承諾書の写しをあわせて提出していただきます。ただし，発電契約者と発電者との間で締結する電力受給に関する契約等において，発電者が系統連系受電契約の締結について合意していることおよび発電者がこの約款に関する事項を遵守することを承諾していることが明らかな場合，契約者と需要者との間で締結する電力需給に関する契約等において，需要者がこの約款に関する事項を遵守することおよび接続供給の実施に必要な需要者の情報を，当社が契約者に対し提供することを承諾していることが明らかな場合または需要抑制契約者と需要者との間で締結する需要抑制に関する契約等において，需要者がこの約款に関する事項を遵守することおよび需要抑制量調整供給の実施に必要な需要者の情報を，当社が需要抑制契約者に対し提供することを承諾していることが明らかな場合で，当社が当該文書および承諾書の提出を不要と判断するときは，当該文書および承諾書の提出を省略することができるものといたします。

なお，自己等への電気の供給の用に供するための接続供給契約または振替供給契約を希望される場合は，８（契約の要件）⑴リに定める要件を満たすことを証明する文書をあわせて提出していただきます。この場合，当社は，必要に応じて，所管の官庁にこの要件を満たすことの確認を行ないます。

また，発電量調整供給契約を希望される場合で，電力広域的運営推進機関送配電等業務指針に定める保証金（以下「系統連系保証金」といい，その金額は電力広域的運営推進機関業務規程に定める方法により算定いたします。）を要するときは，系統連系保証金をお支払いいただき，かつ，電源接続案件一括検討プロセスにもとづき工事費負担金補償金を定めるときは，当社と工事費負担金の補償に関する契約を締結のうえ，⑴の申込みに対する当社の回答日から１年以内（電源接続案件一括検討プロセスにもとづき申込みをされる場合および海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律〔以下「再エネ海域利用法」といいます。〕第13条第２項第10号に規定する選定事業者〔以下「選定事業者」といいます。〕を発電者として申込みをされる場合を除きます。）に申込みをしていただくものとし，需要抑制量調整供給契約を希望される場合は，８（契約の要件）⑷イに定める要件を満たすことを証明する文書を提出していただきます。

イ　接続供給の場合

㈠　需要者の名称，用途，需要場所（供給地点特定番号を含みます。）および供給地点

㈡　供給地点における供給電気方式および供給電圧

㈢　需要場所における負荷設備，主開閉器，受電設備および発電設備等

㈣　契約電力（分割接続供給を希望される場合は，申込みをされる契約者に係る契約電力といたします。）または契約容量

㈤　契約受電電力

㈥　希望される接続送電サービス，臨時接続送電サービスまたは予備送電サービスの種別（分割接続供給を希望される場合は，申込みをされる契約者に係る接続送電サービス，臨時接続送電サービスまたは予備送電サービスの種別といたします。）

㈦　接続受電電力の計画値および接続供給電力の計画値

㈧　電気の調達先となる契約者，発電契約者または需要抑制契約者の名称および調達量の計画値

⑴ 電気の販売先となる契約者，発電契約者または需要抑制契約者の名称および販売量の計画値

⑵ 連絡体制

⑶ 20（臨時接続送電サービス）を希望される場合には，契約使用期間（分割接続供給を希望される場合は，申込みをされる契約者に係る臨時接続送電サービスの契約使用期間といたします。）

⑷ 分割接続供給を希望される場合，次の事項（あらかじめ双方の契約者で協議のうえ，申込みをしていただきます。）

a 15（供給および契約の単位）⑵イまたはロのうち希望される分割接続供給の形態

b 15（供給および契約の単位）⑵イにより当社が分割接続供給を行なう場合，それぞれの契約者への分割接続供給の形態

c 15（供給および契約の単位）⑵イ⑴により当社が分割接続供給を行なう場合，契約者があらかじめ定めた30分ごとの電力量（以下「通告電力量」といいます。）を当社に通知する契約者

d 15（供給および契約の単位）⑵ロにより当社が分割接続供給を行なう場合，それぞれの契約者へ分割接続供給する時間帯（以下「供給時間帯」といいます。）および分割接続供給に係る料金その他の調整先となる契約者

e 分割接続供給に係る料金その他の調整に使用する，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービス契約電力および接続送電サービスの種別

f 20（臨時接続送電サービス）を希望される場合は，分割接続供給に係る料金その他の調整に使用する，１供給地点につき，１臨時接続送電サービスを適用したときの臨時接続送電サービス契約電力および臨時接続送電サービスの種別

g 21（予備送電サービス）を希望される場合は，分割接続供給に係る料金その他の調整に使用する，１供給地点につき，１予備送電サービ

スを適用したときの予備送電サービス契約電力および予備送電サービスの種別

なお，負荷設備，契約電力または契約容量については，１年間を通じての最大の負荷を基準として，契約者から申し出ていただきます。この場合，１年間を通じての最大の負荷を確認するため，必要に応じて接続供給の開始希望日以降１年間の接続供給電力の計画値を当社所定の様式により申し出ていただきます。

ロ　振替供給の場合

⑴　連絡体制

⑵　当社が小売電気事業，一般送配電事業，特定送配電事業または自己等への電気の供給の用に供する電気を振替供給する場合には，当該振替供給に係る当社以外の一般送配電事業者または配電事業者との接続供給契約等の内容または申込内容

ハ　発電量調整供給の場合

⑴　発電場所の受電地点特定番号および発電設備等に係る供給地点の供給地点特定番号

⑵　契約受電電力および同時最大受電電力

⑶　発電量調整受電計画電力

⑷　電気の調達先となる契約者，発電契約者または需要抑制契約者の名称および調達量の計画値

⑸　電気の販売先となる契約者，発電契約者または需要抑制契約者の名称および販売量の計画値

⑹　連絡体制

ニ　需要抑制量調整供給の場合

⑴　需要抑制契約者の名称

⑵　需要抑制量調整受電計画電力

⑶　需要抑制を行なう場合の30分ごとの需要抑制量調整受電計画電力量に対応する需要抑制の予定電力量（１ベースラインに係る需要場所を複数

とする場合で，当該ベースラインにもとづく需要抑制量調整受電計画電力量を設定するときは，需要場所ごとの需要抑制量調整供給に係る需要抑制の予定電力量といたします。）の最小値

㈡　需要抑制を行なう場合の30分ごとの販売計画の最小値

㈢　需要者の名称および需要場所（供給地点特定番号を含みます。）

㈣　需要者と電力需給に関する契約等を締結している契約者の名称

㈤　需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量および需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量の算定方法となる31（電力および電力量の算定）⑭イまたはロ

㈥　電気の調達先となる契約者，発電契約者または需要抑制契約者の名称および調達量の計画値

㈦　電気の販売先となる契約者，発電契約者または需要抑制契約者の名称および販売量の計画値

㈧　需要抑制量調整供給の開始希望日

㈨　連絡体制

なお，需要抑制バランシンググループごとの㈤の算定方法となる31（電力および電力量の算定）⑭イまたはロのいずれかの適用を開始した後1年間は同一の算定方法の適用を継続していただくものといたします。

⑸　当社は，接続供給契約（受電地点〔会社間連系点の場合に限ります。〕に係る事項に限ります。）または振替供給契約について，当日等の利用分および翌日等の利用分に限り，⑷に定める様式以外で当社が指定した方法により契約者に申込みをしていただくことがあります。また，当社は，受給契約等にもとづく連系線の利用に係る事項（当社以外の一般送配電事業者の連系線の利用に係る事項を含みます。）について，当社が指定した方法により契約者に提出していただくことがあります。この場合，当該申込み方法による申込みに係る託送供給の実施または受給契約等にもとづく連系線の利用に係る事項の提出にともなって必要となる事項に関する契約（以下「契約者に係る基本契約」といいます。）を当社とあらかじめ締結していただきます。

なお，契約者に係る基本契約の契約期間は，契約者と当社との協議がととのった日から１年間とし，契約期間満了に先だって契約内容に変更がない場合は，契約期間満了後も１年ごとに同一条件で継続されるものといたします。

また，契約者に係る基本契約で定める事項について，基本契約書を作成いたします。

⑹　当社は，受給契約等にもとづく連系線の利用に係る事項（当社以外の一般送配電事業者の連系線の利用に係る事項を含みます。）について，当社が指定した方法により発電契約者に提出していただくことがあります。この場合，受給契約等にもとづく連系線の利用に係る事項の提出にともなって必要となる事項に関する契約（以下「発電契約者に係る基本契約」といいます。）を当社とあらかじめ締結していただきます。

なお，発電契約者に係る基本契約の契約期間は，発電契約者と当社との協議がととのった日から１年間とし，契約期間満了に先だって契約内容に変更がない場合は，契約期間満了後も１年ごとに同一条件で継続されるものといたします。

また，発電契約者に係る基本契約で定める事項について，基本契約書を作成いたします。

⑺　当社は，受給契約等にもとづく連系線の利用に係る事項（当社以外の一般送配電事業者の連系線の利用に係る事項を含みます。）について，当社が指定した方法により需要抑制契約者に提出していただくことがあります。この場合，受給契約等にもとづく連系線の利用に係る事項の提出にともなって必要となる事項に関する契約（以下「需要抑制契約者に係る基本契約」といいます。）を当社とあらかじめ締結していただきます。

なお，需要抑制契約者に係る基本契約の契約期間は，需要抑制契約者と当社との協議がととのった日から１年間とし，契約期間満了に先だって契約内容に変更がない場合は，契約期間満了後も１年ごとに同一条件で継続されるものといたします。

また，需要抑制契約者に係る基本契約で定める事項について，基本契約書を作成いたします。

10　契約の成立および契約期間

⑴　接続供給契約は，接続供給契約の申込みを当社が承諾したときに，振替供給契約は，振替供給契約の申込みを当社が承諾したときに，発電量調整供給契約は，発電量調整供給契約の申込みを当社が承諾したときに，系統連系受電契約は，系統連系受電契約の申込みを当社が承諾したときに，需要抑制量調整供給契約は，需要抑制量調整供給契約の申込みを当社が承諾したときに，それぞれ成立いたします。

⑵　契約期間は，次によります。

イ　接続供給の場合

㈠　契約期間は，20（臨時接続送電サービス）を利用される場合を除き，接続供給契約が成立した日から，料金適用開始の日以降１年目の日までといたします。

㈡　契約期間満了に先だって接続供給契約の消滅または変更がない場合は，接続供給契約は，契約期間満了後も１年ごとに同一条件で継続されるものといたします。

㈢　20（臨時接続送電サービス）を利用される場合の契約期間は，接続供給契約が成立した日から，あらかじめ定めた契約使用期間満了の日までといたします。

ロ　発電量調整供給の場合

㈠　契約期間は，発電設備等に係る供給地点において20（臨時接続送電サービス）が適用されている場合等特別の事情がある場合を除き，発電量調整供給契約または系統連系受電契約が成立した日から，料金適用開始の日以降１年目の日までといたします。

㈡　契約期間満了に先だって発電量調整供給契約または系統連系受電契約の消滅または変更がない場合は，発電量調整供給契約または系統連系受電契約は，契約期間満了後も１年ごとに同一条件で継続されるも

のといたします。

㈠ 契約期間は，発電設備等に係る供給地点において20（臨時接続送電サービス）が適用されている場合等特別の事情がある場合，発電量調整供給契約または系統連系受電契約が成立した日から，発電契約者または発電者と当社との協議により定めた日までといたします。

ハ 振替供給または需要抑制量調整供給の場合

契約期間は，振替供給契約または需要抑制量調整供給契約が成立した日から，契約者または需要抑制契約者の申込みにもとづき，契約者または需要抑制契約者と当社との協議により定めた日までといたします。ただし，特別の事情がない限り，契約期間は，振替供給または需要抑制量調整供給の開始日から起算して１年未満とならないものといたします。

11 託送供給等の開始

⑴ 当社は，接続供給契約，振替供給契約，発電量調整供給契約，系統連系受電契約または需要抑制量調整供給契約の申込みを承諾したときには，契約者，発電契約者または需要抑制契約者と協議のうえ託送供給または電力量調整供給の開始日を定め，供給準備その他必要な手続きを経たのち，すみやかに託送供給または電力量調整供給を開始いたします。

⑵ 当社は，天候，用地交渉，停電交渉等の事情によるやむをえない理由によって，あらかじめ定めた託送供給または電力量調整供給の開始日に託送供給または電力量調整供給ができないことが明らかになった場合には，その理由を契約者，発電契約者または需要抑制契約者にお知らせし，あらためて契約者，発電契約者または需要抑制契約者と協議のうえ，託送供給または電力量調整供給の開始日を定めて託送供給または電力量調整供給を開始いたします。

12 供給準備その他必要な手続きのための協力

契約者，発電契約者，需要抑制契約者，発電者または需要者は，託送供給または電力量調整供給の実施にともない，当社が施設または所有する供給設備の

工事および維持のために必要な用地の確保等について協力していただきます。

13　電気方式，電圧および周波数

⑴　受電電気方式は，受電電圧に応じて，次のとおりといたします。

受電電圧	低圧	交流単相２線式，交流単相３線式または 交流３相３線式
	高圧または 特別高圧	交流３相３線式

⑵　供給電気方式は，供給電圧および接続送電サービス，臨時接続送電サービスまたは予備送電サービスに応じて，Ⅲ（料金）の各項に定めるところによります。

⑶　受電電圧は，会社間連系点を受電地点とする場合を除き，原則として，受電地点（１建物内の２以上の発電場所から共同引込線〔２以上の発電場所または需要場所に対して１引込みにより電気を受電または供給するための引込線をいいます。〕による１引込みで電気を受電する場合の受電地点は，発電場所ごとに異なる地点とみなします。）における契約受電電力（発電場所における発電設備等，受電設備および負荷設備等を基準として，発電契約者と当社との協議により受電地点ごとに定めます。）および予備送電サービス契約電力に応じて次のとおりといたします。

契約受電電力	50キロワット未満	標準電圧100ボルト または200ボルト
	50キロワット以上 2,000キロワット未満	標準電圧6,000ボルト
	2,000キロワット以上 10,000キロワット未満	標準電圧20,000ボルト または30,000ボルト
	10,000キロワット以上	標準電圧70,000ボルト

予備送電サービス 契約電力	50キロワット以上 2,000キロワット未満	標準電圧6,000ボルト
	2,000キロワット以上 10,000キロワット未満	標準電圧20,000ボルト または30,000ボルト
	10,000キロワット以上	標準電圧70,000ボルト

⑷　供給電圧は，会社間連系点を供給地点とする場合を除き，接続送電サービ

ス，臨時接続送電サービスまたは予備送電サービスに応じて，Ⅲ（料金）の各項に定めるところによります。

ただし，接続送電サービス契約電力が500キロワット未満である場合（契約者が新たに供給地点への接続供給を開始される場合または需要場所における受電設備を変更される場合等に限ります。）は，別表１（契約設備電力の算定）により定めた供給地点（１建物内の２以上の需要場所に共同引込線による１引込みで電気を供給する場合の供給地点は，需要場所ごとに異なる地点とみなします。）における契約設備電力に応じて次のとおりといたします。

契約設備電力	50キロワット未満	標準電圧100ボルトまたは200ボルト
	50キロワット以上	標準電圧6,000ボルト

なお，１需要場所において，電灯標準接続送電サービス，電灯時間帯別接続送電サービスまたは電灯従量接続送電サービスと動力標準接続送電サービス，動力時間帯別接続送電サービスまたは動力従量接続送電サービスとをあわせて契約する場合で，契約設備電力の合計が50キロワット未満となるときの供給電圧は原則として標準電圧100ボルトまたは200ボルトとし，契約設備電力の合計が50キロワット以上となるときの供給電圧は原則として標準電圧6,000ボルトといたします。ただし，契約者が希望され，かつ，電気の使用状態，当社の供給設備の状況等から当社が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは，契約設備電力の合計が50キロワット以上であっても，標準電圧100ボルトまたは200ボルトとすることがあります。この場合，当社は，需要者の土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

⑸　受電電圧については発電者に，供給電圧については需要者に特別の事情がある場合または当社の供給設備の都合でやむをえない場合には，⑶または⑷に定める当該標準電圧より上位または下位の電圧で，受電または供給することがあります。

⑹　周波数は，標準周波数60ヘルツといたします。

14　発電場所および需要場所

⑴　当社は，原則として，１構内をなすものは１構内を１発電場所または１需要場所とし，これによりがたい場合には，イおよびロによります。

なお，１構内をなすものとは，さく，へい等によって区切られ公衆が自由に出入りできない区域であって，原則として区域内の各建物が同一会計主体に属するものをいいます。ただし，複数の発電設備等を隣接した構内に設置する場合は，正当な理由がない限り，１構内をなすものとみなします。

イ　当社は，１建物をなすものは１建物を１発電場所または１需要場所とし，これによりがたい場合には，ロによります。

なお，１建物をなすものとは，独立した１建物をいいます。ただし，複数の建物であっても，それぞれが地上または地下において連結され，かつ，各建物の所有者および使用者が同一のとき等建物としての一体性を有していると認められる場合は，１建物をなすものとみなします。また，看板灯，庭園灯，門灯等建物に付属した屋外電灯は，建物と同一の発電場所または需要場所といたします。

ロ　構内または建物の特殊な場合には，次によります。

⑷　居住用の建物の場合

１建物に会計主体の異なる部分がある場合で，次のいずれにも該当するときは，各部分をそれぞれ１発電場所または１需要場所とすることができます。この場合には，共用する部分を原則として１発電場所または１需要場所といたします。

a　各部分の間が固定的な隔壁または扉で明確に区分されていること。

b　各部分の屋内配線設備が相互に分離して施設されていること。

c　各部分が世帯単位の居住に必要な機能を有すること。

⑸　居住用以外の建物の場合

１建物に会計主体が異なる部分があり，かつ，各部分の間が固定的な隔壁で明確に区分されている場合で，次のいずれかに該当するときは，各部分をそれぞれ１発電場所または１需要場所とすることができます。

なお，ｂの場合には，共用する部分を原則として１発電場所または１需要場所といたします。

ａ　共用する部分がないこと。

ｂ　各部分の所有者が異なること。

�hi　居住用部分と居住用以外の部分からなる建物の場合

１建物に居住用部分と居住用以外の部分がある場合は，㈣に準ずるものといたします。ただし，アパートと店舗からなる建物等居住用部分と居住用以外の部分の間が固定的な隔壁で明確に区分されている建物の場合は，居住用部分に限り㈠に準ずるものといたします。

⑵　隣接する複数の構内の場合で，それぞれの構内において営む事業の相互の関連性が高いときは，⑴にかかわらず，その隣接する複数の構内を１発電場所または１需要場所とすることがあります。

⑶　道路その他公共の用に供せられる土地（⑴に定める構内または⑵に定める隣接する複数の構内を除きます。）において，街路灯等が設置されている場合は，その設置されている場所を１発電場所または１需要場所といたします。

⑷　⑴に定める１構内，⑴イに定める１建物，⑵に定める隣接する複数の構内または⑶に定める設置されている場所（以下「原需要場所等」といいます。）において，災害による被害を防ぐための措置，温室効果ガス等の排出の抑制等のための措置，または電気工作物の設置および運用の合理化のための措置その他の電気の使用者の利益に資する措置にともない必要な設備を新たに使用する際に，当該設備が施設された区域または部分（以下「特例区域等」といいます。）の契約者または発電契約者からの申出がある場合で，次のいずれにも該当するときは，⑴，⑵または⑶にかかわらず，特例区域等を１発電場所または１需要場所といたします。

イ　次の事項について，原需要場所等から特例区域等を除いた区域または部分（以下「非特例区域等」といいます。）の発電者または需要者の承諾をえていること。

㈠　非特例区域等について，(1)，(2)または(3)に準じて発電場所または需要場所を定めること。

㈡　当社が特例区域等における業務を実施するため，43（発電場所および需要場所への立入りによる業務の実施）に準じて，非特例区域等の発電者または需要者の土地または建物に立ち入らせていただく場合には，正当な理由がない限り，立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただくこと。

ロ　特例区域等と非特例区域等の間が外観上区分されていること。

ハ　特例区域等と非特例区域等の配線設備が相互に分離して施設されていること。

ニ　当社が非特例区域等における業務を実施するため，43（発電場所および需要場所への立入りによる業務の実施）に準じて，特例区域等の発電者または需要者の土地または建物に立ち入らせていただく場合には，正当な理由がない限り，立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただくこと。

ホ　特例区域等を１発電場所または１需要場所とすることが社会的経済的事情に照らし不適当でなく，他の電気の使用者の利益を著しく阻害するおそれがないこと。

15　供給および契約の単位

(1)　当社は，次の場合を除き，１需要場所について１接続送電サービスまたは１臨時接続送電サービスを適用し，１電気方式，１引込みおよび１計量をもって託送供給を行ない，１発電場所について１系統連系受電サービスを適用（当社が特定契約を締結している場合〔発電契約者が発電者との間で電力受給に関する契約を締結している場合を除きます。〕を除きます。）し，１電気方式，１引込みおよび１計量をもって発電量調整供給を行ないます。

イ　１需要場所につき，㈠および㈡の２臨時接続送電サービスをあわせて契約する場合，または，次の１臨時接続送電サービス（㈠および㈡の２臨時接続送電サービスをあわせて契約する場合またはへの場合は，２臨時接続

送電サービスといたします。）とこれ以外の１接続送電サービス（ロまたはへの場合は，２接続送電サービスといたします。）とをあわせて契約する場合

㈠　電灯臨時定額接続送電サービスおよび電灯臨時接続送電サービスのうちの１臨時接続送電サービス

㈡　動力臨時定額接続送電サービスおよび動力臨時接続送電サービスのうちの１臨時接続送電サービス

㈢　高圧臨時接続送電サービス

㈣　特別高圧臨時接続送電サービス

ロ　電灯または小型機器と動力とをあわせて使用する需要者に供給する場合で，次の２接続送電サービスをあわせて契約するとき。

㈠　電灯定額接続送電サービス，電灯標準接続送電サービス，電灯時間帯別接続送電サービスおよび電灯従量接続送電サービスのうちの１接続送電サービス

㈡　動力標準接続送電サービス，動力時間帯別接続送電サービスおよび動力従量接続送電サービスのうちの１接続送電サービス

ハ　共同引込線による引込みで託送供給または発電量調整供給を行なう場合

ニ　予備送電サービスをあわせて契約する場合

ホ　災害による被害を防ぐための措置，温室効果ガス等の排出の抑制等のための措置，または電気工作物の設置および運用の合理化のための措置その他の電気の使用者の利益に資する措置にともない，契約者または発電契約者からの申出がある場合で，当社が技術上，保安上適当と認めたとき。

ヘ　⑵イまたはロにより当社が分割接続供給を行なう場合

ト　その他技術上，経済上やむをえない場合等特別の事情がある場合

⑵　接続供給の場合，当社は，あらかじめ定めた発電契約者または電力広域的運営推進機関が定めた発電契約者および需要場所について，１接続供給契約を結び，１需要バランシンググループを設定いたします。この場合，それぞれの需要場所は原則として１接続供給契約に属するものとし，また，当社

は，原則として，１契約者に対して１接続供給契約を結びます。

なお，電気鉄道の場合で，負荷が移動するために同一送電系統に属する２以上の供給地点において常時電気の供給を受ける契約者が希望されるときは，その料金その他の供給条件について複数供給地点を１供給地点とみなすことがあります。

また，当社は，分割接続供給の場合，１需要場所につき，２契約者にそれぞれ１接続供給契約を適用し，原則として２接続送電サービスまたは２臨時接続送電サービスを適用のうえ，１電気方式，１引込みおよび１計量をもって次のいずれかの形態で分割接続供給を行ないます。

イ　当社が，１需要場所において，あらかじめ定めた量の電気の供給を行なう契約者（以下「非需要追随供給者」といいます。）およびそれ以外の電気の供給を行なう契約者（以下「需要追随供給者」といいます。）に分割接続供給を行なう形態

なお，非需要追随供給者への分割接続供給は，次のいずれかの方法で行ないます。

㈠　当社が，通告電力量に応じて分割接続供給を行なう方法

㈡　当社が，すべての時間帯において，一定の電力量（原則として，19〔接続送電サービス〕⑵イ㈡ａ，ロまたは20〔臨時接続送電サービス〕⑵ロの非需要追随供給者に係る接続送電サービス契約電力または臨時接続送電サービス契約電力の値を２で除した値をいいます。以下「ベース電力量」といいます。）で分割接続供給を行なう方法

ロ　当社が，１需要場所において，供給時間帯ごとに，それぞれの契約者に分割接続供給を行なう形態

⑶　振替供給の場合，当社は，原則として，あらかじめ定めた発電契約者または電力広域的運営推進機関が定めた発電契約者（発電契約者が複数ある場合は，同一の一般送配電事業者または同一の配電事業者と発電量調整供給契約を締結するものといたします。）および１供給地点（当社以外の一般送配電事業者または配電事業者との接続供給契約ごとに１供給地点とみなします。）

について，１振替供給契約を結びます。

⑷　発電量調整供給の場合，当社は，原則として，あらかじめ定めた発電場所（発電場所が複数ある場合は，同一の一般送配電事業者の供給設備に接続するものといたします。）および発電バランシンググループについて，１発電量調整供給契約を結びます。また，当社は，当社が特定契約を締結している場合（発電契約者が発電者との間で電力受給に関する契約を締結している場合を除きます。）を除き，原則として，あらかじめ定めた発電場所について，１系統連系受電契約を結びます。

なお，低圧の受電地点に係る発電場所および当社または当社の供給区域で事業を営む配電事業者が指定する系統運用上必要な調整機能を有する発電設備等であって別途当社または当社の供給区域で事業を営む配電事業者と調整に関する契約を締結する設備（極短周期成分に対応する周波数制御用の調整機能のみを提供する場合を除きます。以下「調整電源」といいます。）に該当する発電場所は，原則として１発電バランシンググループに属するものといたします。この場合，調整電源に該当する発電場所は，原則として発電場所ごとに発電バランシンググループを設定していただきます。

また，再生可能エネルギー発電設備（再生可能エネルギー特別措置法第２条第２項に定める再生可能エネルギー発電設備をいいます。ただし，特定契約により再生可能エネルギー電気を供給する事業に係る発電設備等に限ります。）の受電地点に係る発電場所が発電バランシンググループに含まれる場合は，次のとおりといたします。

イ　附則３（発電量調整供給契約についての特別措置〔再生可能エネルギー発電設備〕）⑸または⑹に該当する場合で，インバランスリスク単価（再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則〔以下「再生可能エネルギー特別措置法施行規則」といいます。〕に定めるインバランスリスクに係る単価をいいます。）が異なる再生可能エネルギー発電設備をあわせて使用されるときは，同一の特定契約に係って受電する電気のみに係る発電バランシンググループ（以下「特例発電バランシンググル

ープ」といいます。）に含まれる再生可能エネルギー発電設備に適用されるインバランスリスク単価が同一となるように特例発電バランシンググループを設定していただきます。

ロ　附則３（発電量調整供給契約についての特別措置〔再生可能エネルギー発電設備〕）⑸の適用を受ける再生可能エネルギー発電設備の受電地点に係る発電場所は，原則として発電量調整受電計画差対応補給電力料金単価等が異なる複数のバランシンググループに属することはできないものといたします。

ハ　当社または特定送配電事業者の再生可能エネルギー電気卸供給約款にもとづき指定した再生可能エネルギー発電設備から電気を調達する場合，当社または特定送配電事業者の再生可能エネルギー電気卸供給約款にもとづき指定した再生可能エネルギー発電設備とそれ以外の再生可能エネルギー発電設備とが共に含まれないように発電バランシンググループを設定していただきます。この場合，再生可能エネルギー電気卸供給約款に係る発電場所は，１発電量調整供給契約に属するものといたします。

⑸　需要抑制量調整供給の場合，当社は，原則として，あらかじめ定めた需要場所（ただし，需要場所が複数ある場合は，同一の一般送配電事業者の供給設備に接続するものといたします。また，分割接続供給の場合は，当該需要場所に係る接続供給契約といたします。）および需要抑制バランシンググループについて，１需要抑制量調整供給契約を結びます。

なお，低圧で電気の供給を受ける需要場所および当社または当社の供給区域で事業を営む配電事業者が指定する系統安定上必要な調整機能を有する負荷設備であって別途当社または当社の供給区域で事業を営む配電事業者と調整に関する契約を締結する設備（極短周期成分に対応する周波数制御用の調整機能のみを提供する場合を除きます。以下「調整負荷」といいます。）に該当する需要場所は，１需要抑制バランシンググループに属するものといたします。

また，需要抑制契約者が１需要抑制バランシンググループに係る需要場所

を複数とすることを希望される場合は，需要者と電力需給に関する契約等を締結している契約者が同一で，かつ，需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量および需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量の算定方法となる31（電力および電力量の算定）⑭イまたはロが同一となるように需要抑制バランシンググループを設定していただきます。この場合，当該需要場所は複数の需要抑制バランシンググループに属することはできないものといたします。

16　承諾の限界

当社は，法令，電気の需給状況，供給設備の状況ならびに料金，この約款によって支払いを要することとなった料金以外の債務（延滞利息，保証金，契約超過金，違約金，工事費負担金その他この約款から生ずる金銭債務〔以下「料金以外の債務」といいます。〕といたします。）および当社と締結する他の契約にもとづく料金等の金銭債務の支払状況その他によってやむをえない場合には，接続供給契約，振替供給契約，発電量調整供給契約，系統連系受電契約または需要抑制量調整供給契約の申込みの全部または一部をお断りすることがあります。この場合は，その理由を契約者，発電契約者，発電者または需要抑制契約者にお知らせいたします。

17　契約書の作成

当社は，契約者，発電契約者または需要抑制契約者との間で，原則として託送供給または電力量調整供給の開始前に，託送供給または電力量調整供給に関する必要な事項について，契約書を作成いたします。

Ⅲ　料　　金

18　料　　金

料金は，次のとおりといたします。

⑴　契約者に係る料金

イ　契約者に係る料金は，ロによって算定された日程等別料金，24（接続対象計画差対応電力）によって算定された接続対象計画差対応補給電力料金および接続対象計画差対応余剰電力料金ならびに26（給電指令時補給電力）⑴によって算定された給電指令時補給電力料金といたします。

ロ　日程等別料金は，19（接続送電サービス）によって算定された接続送電サービス料金，20（臨時接続送電サービス）によって算定された臨時接続送電サービス料金および21（予備送電サービス）によって算定された予備送電サービス料金（以下「送電サービス料金」といいます。ただし，分割接続供給の場合は，33（料金の算定）⑿，⒀または⒁にもとづき料金の調整を行ないます。）のうち，次に定める日が同一となるもの（この場合，当該同一となる日を以下「供給側料金算定日」といいます。）を合計して算定いたします。

⑴　検 針 日

⑵　電灯定額接続送電サービス，電灯臨時定額接続送電サービスおよび動力臨時定額接続送電サービス（以下「定額接続送電サービス」といいます。）の場合または31（電力および電力量の算定）⑿の場合は，その供給地点の属する検針区域の検針日

⑶　28（検針日）⑸の場合は，実際に検針を行なった日

⑷　契約者が供給地点を消滅させる場合は，消滅日（特別の事情があり，その供給地点の消滅日以降に計量値の確認を行なった場合は，その日といたします。）

⑸　31（電力および電力量の算定）⑶の場合は，電力量または最大需要電力等が協議によって定められた日

㈥　当社が分割接続供給を行なう供給地点において，いずれかの契約者に係る接続供給契約が消滅した場合，消滅日（特別の事情があり，その接続供給契約の消滅日以降に計量値の確認を行なった場合は，その日といたします。）

⑵　発電契約者に係る料金

発電契約者に係る料金は，23（発電量調整受電計画差対応電力）によって算定された発電量調整受電計画差対応補給電力料金および発電量調整受電計画差対応余剰電力料金ならびに26（給電指令時補給電力）⑵によって算定された給電指令時補給電力料金といたします。

⑶　発電者に係る料金

イ　発電者に係る料金は，ロによって算定された系統連系受電サービス料金といたします。

ロ　系統連系受電サービス料金は，22（系統連系受電サービス）によって，㈠，㈡，㈢または㈣に定める日（以下「受電側料金算定日」といいます。）に算定いたします。

㈠　検 針 日

㈡　28（検針日）⑸の場合は，実際に検針を行なった日

㈢　発電契約者が受電地点を消滅させる場合は，消滅日（特別の事情があり，その受電地点の消滅日以降に計量値の確認を行なった場合は，その日といたします。）

㈣　31（電力および電力量の算定）㉜の場合は，電力量または最大連系電力等が協議によって定められた日

ただし，その１月の発電設備等に係る供給地点における供給側料金算定日が受電側料金算定日の翌日以降となる場合は供給側料金算定日を受電側料金算定日といたします。

⑷　需要抑制契約者に係る料金

需要抑制契約者に係る料金は，25（需要抑制量調整受電計画差対応電力）によって算定された需要抑制量調整受電計画差対応補給電力料金および需要

抑制量調整受電計画差対応余剰電力料金といたします。

19　接続送電サービス

⑴　適用範囲

小売電気事業，特定送配電事業または自己等への電気の供給の用に供する電気に適用いたします。

⑵　接続送電サービス契約電力等

電灯定額接続送電サービスの適用を受ける場合を除き，接続送電サービス契約電力または接続送電サービス契約容量は，次によって供給地点ごとに定めます。

なお，分割接続供給の場合は，それぞれの契約者に係る接続送電サービス契約電力とあわせて，33（料金の算定）⑿にもとづき料金の調整を行なうために，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用したときの接続送電サービス契約電力を定めます。

イ　低圧で供給する場合，または高圧で供給する場合で，接続送電サービス契約電力（分割接続供給の場合は，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用したときの接続送電サービス契約電力といたします。）が500キロワット未満のとき。

⑷　各月の接続送電サービス契約電力は，次の場合を除き，その１月の最大需要電力等と前11月の最大需要電力等のうち，いずれか大きい値といたします。

ａ　新たに接続送電サービスを使用される場合は，料金適用開始の日以降12月の期間の各月の接続送電サービス契約電力は，その１月の最大需要電力等と料金適用開始の日から前月までの最大需要電力等のうち，いずれか大きい値といたします。ただし，新たに接続送電サービスを使用される前から引き続き当社の供給設備を利用される場合には，新たに接続送電サービスを使用される前の電気の供給は，接続送電サービス契約電力の決定上，接続送電サービスによって受けた供給とみなします。

b　需要場所における受電設備を増加される場合等で，増加された日を含む１月の増加された日以降の期間の最大需要電力等の値がその１月の増加された日の前日までの期間の最大需要電力等と前11月の最大需要電力等のうちいずれか大きい値を上回るときは，その１月の増加された日の前日までの期間の接続送電サービス契約電力は，その期間の最大需要電力等と前11月の最大需要電力等のうちいずれか大きい値とし，その１月の増加された日以降の期間の接続送電サービス契約電力は，その期間の最大需要電力等の値といたします。

c　需要場所における受電設備を減少される場合等で，１年を通じての最大需要電力等が減少することが明らかなときは，減少された日を含む１月の減少された日の前日までの期間の接続送電サービス契約電力は，その期間の最大需要電力等と前11月の最大需要電力等のうちいずれか大きい値とし，減少された日以降12月の期間の各月の接続送電サービス契約電力（減少された日を含む１月の減少された日以降の期間については，その期間の接続送電サービス契約電力といたします。）は，需要場所における負荷設備および受電設備の内容，１年間を通じての最大の負荷，同一業種の負荷率，操業度等を基準として，契約者と当社との協議によって定めた値といたします。ただし，減少された日以降12月の期間で，その１月の最大需要電力等と減少された日から前月までの最大需要電力等のうちいずれか大きい値が契約者と当社との協議によって定めた値を上回る場合（減少された日を含む１月の減少された日以降の期間については，その期間の最大需要電力等の値が契約者と当社との協議によって定めた値を上回る場合といたします。）は，接続送電サービス契約電力は，その上回る最大需要電力等の値といたします。

㈡　低圧で供給する場合で，契約者が電灯または小型機器を使用する需要者に供給し，かつ，契約者が希望されるときの接続送電サービス契約容量（６キロボルトアンペア以上となるときに限ります。）は，㈠にかか

わらず，契約主開閉器の定格電流にもとづき，別表３（契約電力および契約容量の算定方法）により算定された値とし，接続送電サービス契約電力に代えて適用いたします。この場合，契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。

なお，当社は，契約主開閉器が制限できる電流を，必要に応じて確認いたします。

㈠ 低圧で供給する場合で，契約者が動力を使用する需要者に供給し，かつ，契約者が希望されるときの接続送電サービス契約電力は，㈠にかかわらず，契約主開閉器の定格電流にもとづき，別表３（契約電力および契約容量の算定方法）により算定された値といたします。この場合，契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。

なお，当社は，契約主開閉器が制限できる電流を，必要に応じて確認いたします。

㈡ ㈠の適用後１年に満たない場合は，㈠または㈠を適用いたしません。また，㈠または㈠の適用後１年に満たない場合は，㈠を適用いたしません。

㈢ 需要場所における主開閉器（低圧で供給する場合に限ります。），負荷設備または受電設備を変更される場合は，51（契約の変更）に準じて，あらかじめ申し出ていただきます。

㈣ 分割接続供給の場合におけるそれぞれの契約者に係る接続送電サービス契約電力は，次のとおりといたします。

ａ 15（供給および契約の単位）⑵イにより当社が分割接続供給を行なう場合

非需要追随供給者に係る接続送電サービス契約電力は，双方の契約者と当社との協議によって定め，需要追随供給者に係る接続送電サービス契約電力は，31（電力および電力量の算定）⑲ロ㈠または㈠で定める最大需要電力等を用いて，イ㈠に準じて定めます。

ｂ 15（供給および契約の単位）⑵ロにより当社が分割接続供給を行な

う場合

それぞれの契約者に係る接続送電サービス契約電力は，31（電力および電力量の算定）⑲ロ(ハ)で定める最大需要電力等を用いて，イ(イ)に準じて定めます。

ロ　高圧で供給する場合で，接続送電サービス契約電力（分割接続供給の場合は，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用したときの接続送電サービス契約電力といたします。）が500キロワット以上のときまたは特別高圧で供給する場合

接続送電サービス契約電力は，需要場所における負荷設備および受電設備の内容，１年間を通じての最大の負荷，同一業種の負荷率，操業度等を基準として，契約者と当社との協議によって定めます。

なお，新たに接続送電サービスを使用される場合等で，適当と認められるときは，使用開始の日から１年間に限り，段階的に接続送電サービス契約電力を増加できるものといたします。この場合には，あらかじめ電気使用計画書を提出していただきます。

また，分割接続供給の場合におけるそれぞれの契約者に係る接続送電サービス契約電力は，それぞれの契約者と当社との協議によって定めます。

ハ　イ(イ)により接続送電サービス契約電力を定めている供給地点について，最大需要電力等が500キロワット以上となる場合は，接続送電サービス契約電力をロによってすみやかに定めることとし，それまでの間の接続送電サービス契約電力は，イ(イ)によって定めます。

ニ　高圧または特別高圧で供給する場合で，需要者の発電設備の検査，補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気をあわせて供給するときの接続送電サービス契約電力は，イ，ロまたはハにかかわらず，当該供給分以外の供給分につきイ，ロまたはハに準じて定めた値に，原則として需要者の発電設備の容量を基準として，契約者と当社との協議によって定めた値を加えたものといたします。

また，当該供給分以外の供給分についてイ㈠に準ずる場合で，需要場所における負荷設備または受電設備を変更されるときは，51（契約の変更）に準じて，あらかじめ申し出ていただきます。

なお，この場合，当社は，必要に応じて，需要者の発電設備の運転に関する記録を契約者から提出していただきます。

また，分割接続供給の場合で，需要者の発電設備の検査，補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気をあわせて供給するときは，原則として，次のとおりといたします。

㈠　15（供給および契約の単位）⑵イにより当社が分割接続供給を行なう場合

当該供給分の電気の供給は，需要追随供給者へ行なうものといたします。この場合，需要追随供給者に係る接続送電サービス契約電力は，イ，ロまたはハにかかわらず，当該供給分以外の供給分につきイ，ロまたはハに準じて定めた値に，需要者の発電設備の容量を基準として需要追随供給者と当社との協議によって定めた値を加えたものといたします。

㈡　15（供給および契約の単位）⑵ロにより当社が分割接続供給を行なう場合

当該供給分の電気の供給は，双方の契約者へ行なうものといたします。この場合，双方の契約者に係る接続送電サービス契約電力は，イ，ロまたはハにかかわらず，当該供給分以外の供給分につきイ，ロまたはハに準じて定めた値に，需要者の発電設備の容量を基準としてそれぞれの契約者と当社との協議によって定めた値（双方の契約者に係る接続送電サービスにおいて，同じ値といたします。）を加えたものといたします。

⑶　接続送電サービス料金

接続送電サービス料金は，供給地点ごとに，供給電圧および接続送電サービスの種別に応じて，次の各項により算定いたします。ただし，１供給地点につき２以上の接続送電サービスをあわせて契約する場合または１接続送電

サービスにつき２以上の供給地点となる場合の接続送電サービス料金は，接続送電サービスごとに算定いたします。

なお，分割接続供給の場合は，それぞれの契約者に係る接続送電サービス料金とあわせて，33（料金の算定）⑿にもとづき料金の調整を行なうために，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用したときの接続送電サービス料金を算定いたします。

イ　低圧で供給する場合

⑷　電灯定額接続送電サービス

a　適用範囲

契約者が電灯または小型機器を使用する需要者に供給する場合で，その総容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，各契約負荷設備ごとに別表４〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）が400ボルトアンペア以下であるときに適用いたします。

b　供給電気方式および供給電圧

供給電気方式および供給電圧は，交流単相２線式標準電圧100ボルトまたは200ボルトといたします。ただし，特別の事情がある場合には，交流単相３線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとすることがあります。

c　契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

d　接続送電サービス料金

接続送電サービス料金は，電灯料金および小型機器料金の合計といたします。

⑷　電灯料金

ⅰ　電灯料金は，各契約負荷設備ごとに１月につき次のとおりといたします。

10ワットまでの１灯につき	32 円　95 銭
10ワットをこえ20ワットまでの１灯につき	65 円　88 銭
20ワットをこえ40ワットまでの１灯につき	131 円　76 銭
40ワットをこえ60ワットまでの１灯につき	197 円　64 銭
60ワットをこえ100ワットまでの１灯につき	329 円　41 銭
100ワットをこえる１灯につき100ワットまでごとに	329 円　41 銭

ii　ネオン管灯，けい光灯，水銀灯等は，管灯および付属装置を一括して容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，別表４〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）を算定し，その容量につき１ボルトアンペアを１ワットとみなして電灯料金を適用いたします。

iii　多灯式けい光灯等は，その合計によって容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，別表４〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）を算定し，その容量につき１ボルトアンペアを１ワットとみなして電灯料金を適用いたします。

(b)　小型機器料金

小型機器料金は，各契約負荷設備ごとにその容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，別表４〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）に応じ１月につき次のとおりといたします。

50ボルトアンペアまでの１機器につき	98 円　38 銭
50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの１機器につき	196 円　78 銭
100ボルトアンペアをこえる１機器につき100ボルトアンペアまでごとに	196 円　78 銭

e　そ の 他

特別の事情がある場合は，契約者と当社との協議によって，㈡ a (c)，㈠ a または㈡ a にかかわらず，電灯標準接続送電サービス，電灯時間帯別接続送電サービスまたは電灯従量接続送電サービス（自己等への電気の供給の用に供する接続供給の場合に限ります。）を適用することがあります。

㈡　電灯標準接続送電サービス

a　適用範囲

契約者が電灯または小型機器を使用する需要者に供給する場合で，次のいずれにも該当するときに適用いたします。

(a)　(2)イ㈠により接続送電サービス契約電力を定める場合は接続送電サービス契約電力が原則として50キロワット未満であり，(2)イ㈡により接続送電サービス契約容量を定める場合は接続送電サービス契約容量が原則として50キロボルトアンペア未満であること。

(b)　１需要場所において，動力標準接続送電サービス，動力時間帯別接続送電サービスまたは動力従量接続送電サービスとあわせて契約する場合は，接続送電サービス契約電力の合計または接続送電サービス契約電力と接続送電サービス契約容量との合計（この場合，１キロボルトアンペアを１キロワットとみなします。）が原則として50キロワット未満であること。

(c)　電灯定額接続送電サービスを適用できないこと。

ただし，契約者が希望され，かつ，電気の使用状態，当社の供給設備の状況等から当社が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めた場合は，(a)および(c)に該当し，かつ，(b)の接続送電サービス契約電力の合計または接続送電サービス契約電力と接続送電サービス契約容量との合計（この場合，１キロボルトアンペアを１キロワットとみなします。）が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合，当社は，需要者の土地または建物に変圧

器等の供給設備を施設することがあります。

b　供給電気方式および供給電圧

供給電気方式および供給電圧は，交流単相２線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相３線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトといたします。ただし，技術上やむをえない場合には，交流３相３線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

c　接続送電サービス料金

接続送電サービス料金は，基本料金および電力量料金の合計といたします。

(a)　基本料金

基本料金は，１月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。

i　(2)イ(イ)により接続送電サービス契約電力を定める場合

１接続送電サービスにつき最初の接続送電サービス契約電力６キロワットまで	290 円　40 銭
上記をこえる接続送電サービス契約電力１キロワットにつき	96 円　80 銭

ii　(2)イ(ロ)により接続送電サービス契約容量を定める場合

１接続送電サービスにつき最初の接続送電サービス契約容量６キロボルトアンペアまで	240 円　90 銭
上記をこえる接続送電サービス契約容量１キロボルトアンペアにつき	80 円　30 銭

(b)　電力量料金

電力量料金は，その１月の接続供給電力量によって算定いたします。

１キロワット時につき	7 円　62 銭

㈠　電灯時間帯別接続送電サービス

a　適用範囲

㈡ a の適用範囲に該当し，契約者が希望される場合に適用いたします。

b　供給電気方式および供給電圧

供給電気方式および供給電圧は，交流単相２線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相３線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトといたします。ただし，技術上やむをえない場合には，交流３相３線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

c　接続送電サービス料金

接続送電サービス料金は，基本料金および電力量料金の合計といたします。

(a)　基本料金

基本料金は，１月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。

ⅰ　(2)イ㈠により接続送電サービス契約電力を定める場合

１接続送電サービスにつき最初の接続送電サービス契約電力６キロワットまで	290 円　40 銭
上記をこえる接続送電サービス契約電力１キロワットにつき	96 円　80 銭

ⅱ　(2)イ㈡により接続送電サービス契約容量を定める場合

１接続送電サービスにつき最初の接続送電サービス契約容量６キロボルトアンペアまで	240 円　90 銭
上記をこえる接続送電サービス契約容量１キロボルトアンペアにつき	80 円　30 銭

(b)　電力量料金

電力量料金は，その１月の時間帯別の接続供給電力量によって算定いたします。

ⅰ　昼間時間

1キロワット時につき	**8円　13銭**

ⅱ　夜間時間

1キロワット時につき	**7円　07銭**

㈡　電灯従量接続送電サービス

a　適用範囲

㈠aの適用範囲に該当し，自己等への電気の供給の用に供する接続供給の場合で，契約者が希望されるときに適用いたします。

b　供給電気方式および供給電圧

供給電気方式および供給電圧は，交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトといたします。ただし，技術上やむをえない場合には，交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

c　接続送電サービス料金

接続送電サービス料金は，その1月の接続供給電力量によって算定いたします。

1キロワット時につき	**12円　39銭**

㈢　動力標準接続送電サービス

a　適用範囲

契約者が動力を使用する需要者に供給する場合で，次のいずれにも該当するときに適用いたします。

(a)　接続送電サービス契約電力が原則として50キロワット未満であること。

(b)　1需要場所において，電灯標準接続送電サービス，電灯時間帯別接続送電サービスまたは電灯従量接続送電サービスとあわせて契約する場合は，接続送電サービス契約電力の合計または接続送電

サービス契約電力と接続送電サービス契約容量との合計（この場合，１キロボルトアンペアを１キロワットとみなします。）が原則として50キロワット未満であること。

ただし，契約者が希望され，かつ，電気の使用状態，当社の供給設備の状況等から当社が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めた場合は，(a)に該当し，かつ，(b)の接続送電サービス契約電力の合計または接続送電サービス契約電力と接続送電サービス契約容量との合計（この場合，１キロボルトアンペアを１キロワットとみなします。）が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合，当社は，需要者の土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

b　供給電気方式および供給電圧

供給電気方式および供給電圧は，交流３相３線式標準電圧200ボルトといたします。ただし，技術上やむをえない場合には，交流単相２線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相３線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとすることがあります。

c　接続送電サービス料金

接続送電サービス料金は，基本料金および電力量料金の合計といたします。

(a)　基本料金

基本料金は，１月につき次のとおりといたします。ただし，接続送電サービス契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は，接続送電サービス契約電力が１キロワットの場合の基本料金の半額といたします。また，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。

ｉ　(2)イ(イ)により接続送電サービス契約電力を定める場合

接続送電サービス契約電力１キロワットにつき	**460 円　90 銭**

ii　(2)イ(ハ)により接続送電サービス契約電力を定める場合

接続送電サービス契約電力１キロワットにつき	378 円　40 銭

(b)　電力量料金

電力量料金は，その１月の接続供給電力量によって算定いたします。

１キロワット時につき	4 円　69 銭

(c)　そ の 他

接続供給電力量が僅少であるため計量できないことが見込まれる場合等特別の事情がある場合で，当社が適当と認めるときは，基本料金のみといたします。

d　そ の 他

変圧器，発電設備等その他を介して，電灯または小型機器を使用することはできません。

(ヘ)　動力時間帯別接続送電サービス

a　適用範囲

(ホ) a の適用範囲に該当し，契約者が希望される場合に適用いたします。

b　供給電気方式および供給電圧

供給電気方式および供給電圧は，交流３相３線式標準電圧200ボルトといたします。ただし，技術上やむをえない場合には，交流単相２線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相３線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとすることがあります。

c　接続送電サービス料金

接続送電サービス料金は，基本料金および電力量料金の合計といたします。

(a) 基本料金

基本料金は，１月につき次のとおりといたします。ただし，接続送電サービス契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は，接続送電サービス契約電力が１キロワットの場合の基本料金の半額といたします。また，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。

ⅰ ⑵イ㈠により接続送電サービス契約電力を定める場合

接続送電サービス契約電力１キロワットにつき	460 円 90 銭

ⅱ ⑵イ㈡により接続送電サービス契約電力を定める場合

接続送電サービス契約電力１キロワットにつき	378 円 40 銭

(b) 電力量料金

電力量料金は，その１月の時間帯別の接続供給電力量によって算定いたします。

ⅰ 昼間時間

１キロワット時につき	4 円 97 銭

ⅱ 夜間時間

１キロワット時につき	4 円 37 銭

(c) そ の 他

接続供給電力量が僅少であるため計量できないことが見込まれる場合等特別の事情がある場合で，当社が適当と認めるときは，基本料金のみといたします。

d そ の 他

変圧器，発電設備等その他を介して，電灯または小型機器を使用することはできません。

㈠　動力従量接続送電サービス

a　適用範囲

㈡ a の適用範囲に該当し，自己等への電気の供給の用に供する接続供給の場合で，契約者が希望されるときに適用いたします。

b　供給電気方式および供給電圧

供給電気方式および供給電圧は，交流３相３線式標準電圧200ボルトといたします。ただし，技術上やむをえない場合には，交流単相２線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相３線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとすることがあります。

c　接続送電サービス料金

接続送電サービス料金は，その１月の接続供給電力量によって算定いたします。

１キロワット時につき	**12 円　24 銭**

d　そ の 他

変圧器，発電設備等その他を介して，電灯または小型機器を使用することはできません。

ロ　高圧で供給する場合

㈠　高圧標準接続送電サービス

a　適用範囲

接続送電サービス契約電力（分割接続供給の場合は，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用したときの接続送電サービス契約電力といたします。）が原則として50キロワット以上であり，かつ，2,000キロワット未満である場合に適用いたします。ただし，特別の事情がある場合で，契約者の希望があるときは，接続送電サービス契約電力が50キロワット未満である場合についても適用することがあります。

b　供給電気方式および供給電圧

供給電気方式および供給電圧は，交流３相３線式標準電圧6,000ボルトといたします。

c　接続送電サービス料金

接続送電サービス料金は，基本料金および電力量料金の合計といたします。ただし，基本料金は，ニによって力率割引または割増しをする場合は，力率割引または割増しをしたものといたします。

(a)　基本料金

基本料金は，１月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合（21〔予備送電サービス〕によって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は，半額といたします。また，当社が分割接続供給を行なう供給地点において，33（料金の算定）(12)にもとづき料金の調整を行なうために算定する，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービスの基本料金は，双方の契約者に係る接続送電サービスをまったく利用しないとき（21〔予備送電サービス〕によって利用したときを除きます。）に限り，半額といたします。

なお，(2)ニによって接続送電サービス契約電力を定める供給地点において電気を使用された場合で，需要者の発電設備の検査，補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気をまったく使用しないときは，当該供給分に相当する基本料金は，半額といたします。ただし，当社が分割接続供給を行なう供給地点において，33（料金の算定）(12)にもとづき料金の調整を行なうために算定する，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービスにおける当該供給分に相当する基本料金は，双方の契約者に係る接続送電サービスにおいて，需要者の発電設備の検査，補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための

電気をまったく使用しないときに限り，半額といたします。

また，その１月に前月から継続して需要者の発電設備の検査，補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気の供給を受けた期間がある場合で，その期間が前月の当該電気の供給を受けなかった期間を上回らないときは，その期間における当該電気の供給は，前月におけるものとみなします。

接続送電サービス契約電力１キロワットにつき	**663 円　30 銭**

(b)　電力量料金

電力量料金は，その１月の接続供給電力量によって算定いたします。

１キロワット時につき	**2 円　29 銭**

(ﾛ)　高圧時間帯別接続送電サービス

a　適用範囲

(ｲ) a の適用範囲に該当し，契約者が希望される場合に適用いたします。

b　供給電気方式および供給電圧

供給電気方式および供給電圧は，交流３相３線式標準電圧6,000ボルトといたします。

c　接続送電サービス料金

接続送電サービス料金は，基本料金および電力量料金の合計といたします。ただし，基本料金は，ニによって力率割引または割増しをする場合は，力率割引または割増しをしたものといたします。

(a)　基本料金

基本料金は，１月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合（21〔予備送電サービス〕によって電気

を使用した場合を除きます。）の基本料金は，半額といたします。また，当社が分割接続供給を行なう供給地点において，33（料金の算定）⑿にもとづき料金の調整を行なうために算定する，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービスの基本料金は，双方の契約者に係る接続送電サービスをまったく利用しないとき（21〔予備送電サービス〕によって利用したときを除きます。）に限り，半額といたします。

なお，⑵ニによって接続送電サービス契約電力を定める供給地点において電気を使用された場合で，需要者の発電設備の検査，補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気をまったく使用しないときは，当該供給分に相当する基本料金は，半額といたします。ただし，当社が分割接続供給を行なう供給地点において，33（料金の算定）⑿にもとづき料金の調整を行なうために算定する，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービスにおける当該供給分に相当する基本料金は，双方の契約者に係る接続送電サービスにおいて，需要者の発電設備の検査，補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気をまったく使用しないときに限り，半額といたします。

また，その１月に前月から継続して需要者の発電設備の検査，補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気の供給を受けた期間がある場合で，その期間が前月の当該電気の供給を受けなかった期間を上回らないときは，その期間における当該電気の供給は，前月におけるものとみなします。

接続送電サービス契約電力１キロワットにつき	**663 円　30 銭**

⑹　電力量料金

電力量料金は，その１月の時間帯別の接続供給電力量によって算定いたします。

ⅰ　昼間時間

１キロワット時につき	**２円　45 銭**

ⅱ　夜間時間

１キロワット時につき	**２円　09 銭**

㈡　高圧従量接続送電サービス

a　適用範囲

⑷ａの適用範囲に該当し，自己等への電気の供給の用に供する接続供給の場合で，契約者が希望されるときに適用いたします。

b　供給電気方式および供給電圧

供給電気方式および供給電圧は，交流３相３線式標準電圧6,000ボルトといたします。

c　接続送電サービス料金

接続送電サービス料金は，その１月の接続供給電力量によって算定いたします。

１キロワット時につき	**13 円　17 銭**

ハ　特別高圧で供給する場合

⑷　特別高圧標準接続送電サービス

a　適用範囲

接続送電サービス契約電力（分割接続供給の場合は，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用したときの接続送電サービス契約電力といたします。）が原則として2,000キロワット以上である場合に適用いたします。

b　供給電気方式および供給電圧

供給電気方式は，交流３相３線式とし，供給電圧は，接続送電サービス契約電力（分割接続供給の場合は，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用したときの接続送電サービス契約電力といたします。）に応じて次のとおりといたします。

接続送電サービス契約電力10,000キロワット未満	標準電圧20,000ボルトまたは30,000ボルト
接続送電サービス契約電力10,000キロワット以上	標準電圧70,000ボルト

c　接続送電サービス料金

接続送電サービス料金は，基本料金および電力量料金の合計といたします。ただし，基本料金は，ニによって力率割引または割増しをする場合は，力率割引または割増しをしたものといたします。

(a)　基本料金

基本料金は，１月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合（21〔予備送電サービス〕によって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は，半額といたします。また，当社が分割接続供給を行なう供給地点において，33（料金の算定）⑿にもとづき料金の調整を行なうために算定する，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービスの基本料金は，双方の契約者に係る接続送電サービスをまったく利用しないとき（21〔予備送電サービス〕によって利用したときを除きます。）に限り，半額といたします。

なお，(2)ニによって接続送電サービス契約電力を定める供給地点において電気を使用された場合で，需要者の発電設備の検査，補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気をまったく使用しないときは，当該供給分に相当する基本料金は，半額といたします。ただし，当社が分割接続供給を行なう供給地点において，33（料金の算定）⑿にもと

づき料金の調整を行なうために算定する，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービスにおける当該供給分に相当する基本料金は，双方の契約者に係る接続送電サービスにおいて，需要者の発電設備の検査，補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気をまったく使用しないときに限り，半額といたします。

また，その１月に前月から継続して需要者の発電設備の検査，補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気の供給を受けた期間がある場合で，その期間が前月の当該電気の供給を受けなかった期間を上回らないときは，その期間における当該電気の供給は，前月におけるものとみなします。

接続送電サービス契約電力１キロワットにつき	**440 円　00 銭**

(b)　電力量料金

電力量料金は，その１月の接続供給電力量によって算定いたします。

１キロワット時につき	**84 銭**

(ﾛ)　特別高圧時間帯別接続送電サービス

a　適用範囲

(ｲ) a の適用範囲に該当し，契約者が希望される場合に適用いたします。

b　供給電気方式および供給電圧

供給電気方式は，交流３相３線式とし，供給電圧は，接続送電サービス契約電力（分割接続供給の場合は，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用したときの接続送電サービス契約電力といたします。）に応じて次のとおりといたします。

接続送電サービス契約電力10,000キロワット未満	標準電圧20,000ボルトまたは30,000ボルト
接続送電サービス契約電力10,000キロワット以上	標準電圧70,000ボルト

c　接続送電サービス料金

接続送電サービス料金は，基本料金および電力量料金の合計といたします。ただし，基本料金は，ニによって力率割引または割増しをする場合は，力率割引または割増しをしたものといたします。

(a)　基本料金

基本料金は，１月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合（21〔予備送電サービス〕によって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は，半額といたします。また，当社が分割接続供給を行なう供給地点において，33（料金の算定）(12)にもとづき料金の調整を行なうために算定する，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービスの基本料金は，双方の契約者に係る接続送電サービスをまったく利用しないとき（21〔予備送電サービス〕によって利用したときを除きます。）に限り，半額といたします。

なお，(2)ニによって接続送電サービス契約電力を定める供給地点において電気を使用された場合で，需要者の発電設備の検査，補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気をまったく使用しないときは，当該供給分に相当する基本料金は，半額といたします。ただし，当社が分割接続供給を行なう供給地点において，33（料金の算定）(12)にもとづき料金の調整を行なうために算定する，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービスにおける当該供給分に相当する基本料金は，双方の契約者に係る接続送電サービスにおいて，需要者の発電設備の検査，補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための

電気をまったく使用しないときに限り，半額といたします。

また，その１月に前月から継続して需要者の発電設備の検査，補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気の供給を受けた期間がある場合で，その期間が前月の当該電気の供給を受けなかった期間を上回らないときは，その期間における当該電気の供給は，前月におけるものとみなします。

接続送電サービス契約電力１キロワットにつき	**440 円　00 銭**

⑹　電力量料金

電力量料金は，その１月の時間帯別の接続供給電力量によって算定いたします。

ｉ　昼間時間

１キロワット時につき	**86 銭**

ii　夜間時間

１キロワット時につき	**81 銭**

㈠　特別高圧従量接続送電サービス

a　適用範囲

㈠ａの適用範囲に該当し，自己等への電気の供給の用に供する接続供給の場合で，契約者が希望されるときに適用いたします。

b　供給電気方式および供給電圧

供給電気方式は，交流３相３線式とし，供給電圧は，接続送電サービス契約電力に応じて次のとおりといたします。

接続送電サービス契約電力10,000キロワット未満	標準電圧20,000ボルトまたは30,000ボルト
接続送電サービス契約電力10,000キロワット以上	標準電圧70,000ボルト

c　接続送電サービス料金

接続送電サービス料金は，その１月の接続供給電力量によって算定いたします。

１キロワット時につき	**8 円　05 銭**

ニ　力率割引および割増し

高圧または特別高圧で供給する場合の力率割引および割増しは，次のとおりといたします。

㈠　力率は，供給地点ごとに，その１月のうち毎日午前８時から午後10時までの時間における平均力率（瞬間力率が進み力率となる場合には，その瞬間力率は，100パーセントといたします。）といたします。この場合，平均力率は，別表５（平均力率早見表）によるものといたします。

なお，まったく電気を使用しないその１月の力率は，85パーセントとみなします。

㈡　分割接続供給の場合は，33（料金の算定）⑿にもとづき料金の調整を行なうために，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用したときの供給地点ごとの力率を，㈠に準じて算定いたします。また，それぞれの契約者に係る接続送電サービスの力率は，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用した場合の力率と同一の値といたします。ただし，その供給地点において，いずれかの契約者に係る接続送電サービスをまったく利用しない場合は，当該接続送電サービスについては，その１月の力率を85パーセントとみなします。

㈢　力率が，85パーセントを上回る場合は，その上回る１パーセントにつき，基本料金（⑵ニによって接続送電サービス契約電力を定める供給地点において，需要者の発電設備の検査，補修または事故〔停電による停止等を含みます。〕により生じた不足電力の補給にあてるための電気をまったく使用しない場合は，当該供給分以外の供給分に相当する基本料金といたします。）を１パーセント割引し，85パーセントを下回る場合

は，その下回る１パーセントにつき，基本料金（(2)ニによって接続送電サービス契約電力を定める供給地点において，需要者の発電設備の検査，補修または事故〔停電による停止等を含みます。〕により生じた不足電力の補給にあてるための電気をまったく使用しない場合は，当該供給分以外の供給分に相当する基本料金といたします。）を１パーセント割増しいたします。

ホ　そ の 他

(ｲ)　接続送電サービス料金の計算における合計金額の単位は，１円とし，その端数は，切り捨てます。

(ﾛ)　電灯時間帯別接続送電サービス，動力時間帯別接続送電サービス，高圧時間帯別接続送電サービスまたは特別高圧時間帯別接続送電サービス（以下「時間帯別接続送電サービス」といいます。）の適用後１年に満たない場合は，電灯標準接続送電サービス，動力標準接続送電サービス，高圧標準接続送電サービスもしくは特別高圧標準接続送電サービス（以下「標準接続送電サービス」といいます。）または電灯従量接続送電サービス，動力従量接続送電サービス，高圧従量接続送電サービスもしくは特別高圧従量接続送電サービス（以下「従量接続送電サービス」といいます。）を適用いたしません。また，従量接続送電サービスの適用後１年に満たない場合は，標準接続送電サービスまたは時間帯別接続送電サービスを適用いたしません。

(ﾊ)　時間帯別接続送電サービスまたは従量接続送電サービスから標準接続送電サービスに変更された後１年に満たない場合は，時間帯別接続送電サービスまたは従量接続送電サービスを適用いたしません。

(ﾆ)　33（料金の算定）(12)にもとづき料金の調整を行なうための，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービスの種別を定めた後１年に満たないときの取扱いは，(ﾛ)および(ﾊ)に準ずるものといたします。

(ﾎ)　(2)ニによって接続送電サービス契約電力を定める供給地点において，

需要者の発電設備の検査，補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気を使用される場合は，使用開始の時刻と使用休止の時刻とをあらかじめ契約者から当社に通知していただきます。ただし，事故その他やむをえない場合は，使用開始後すみやかに契約者から当社に通知していただきます。

㈥　当社は，必要に応じて，需要者の発電設備の運転に関する記録を契約者から提出していただきます。

⑷　１年間を通じての最大需要電力等が夜間時間に発生する場合の取扱い

高圧または特別高圧で供給する場合で，需要者が昼間時間から夜間時間への負荷移行を行なった結果，１年間を通じての最大需要電力等が夜間時間に発生し，かつ，契約者が標準接続送電サービスまたは時間帯別接続送電サービスの適用を受け，契約者と当社との協議がととのったときのその供給地点の各月の接続送電サービス料金は，⑶によって算定された金額から，イによって算定された金額（以下「ピークシフト割引額」といいます。）を差し引いたものといたします。

イ　ピークシフト割引額

ピークシフト割引額は，１月につき次の式により算定された金額といたします。ただし，まったく電気を使用しない場合（21〔予備送電サービス〕によって電気を使用した場合を除きます。）のピークシフト割引額は，半額といたします。

ピークシフト割引額

＝次に定める割引単価×ハに定めるピークシフト電力

ピークシフト電力１キロワットにつき	高圧で供給する場合	397 円　10 銭
	特別高圧で供給する場合	264 円　00 銭

ロ　昼間時間最大電力

１年間を通じての昼間時間における最大の接続供給電力（以下「昼間時間最大電力」といいます。）は，需要場所における負荷設備および受電設

備の内容，１年間を通じての昼間時間における最大の負荷，同一業種の負荷率，操業度等を基準として，契約者と当社との協議により，適用の対象とする供給地点ごとに定めます。また，分割接続供給の場合は，それぞれの契約者に係る昼間時間最大電力とあわせて，33（料金の算定）⑿にもとづき料金の調整を行なうために，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用したときの昼間時間最大電力を双方の契約者と当社との協議によって定めます。ただし，⑵イによって接続送電サービス契約電力を定める場合の昼間時間最大電力は，１年を通じての昼間時間における接続供給電力（分割接続供給の場合は，33〔料金の算定〕⑿にもとづき料金の調整を行なうために，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用したときの接続供給電力は仕訳前の電力量によって算定いたします。）の最大値といたします。また，⑵ニによって接続送電サービス契約電力を定める場合で，需要者の発電設備の検査，補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気の供給分以外の供給分について，⑵イに準じて値を定めるときの昼間時間最大電力は，昼間時間における30分ごとの接続供給電力量（分割接続供給の場合は，33〔料金の算定〕⑿にもとづき料金の調整を行なうために，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用したときの接続供給電力量は仕訳前の電力量といたします。）からその30分の当該電気の使用分（契約者と当社との協議によりあらかじめ定めた方法によって算定いたします。）を差し引いた値を２倍した値の１年を通じての最大値に，⑵ニで原則として需要者の発電設備の容量を基準として契約者と当社との協議によって定めた値を加えたものといたします。

ハ　ピークシフト電力

ピークシフト電力は，需要者の負荷移行により昼間時間から夜間時間に移行された増分電力をいい，適用の対象とする供給地点ごとに，１月につき次のとおり算定いたします。また，分割接続供給の場合は，それぞれの契約者に係るピークシフト電力とあわせて，33（料金の算定）⑿にもとづ

き料金の調整を行なうために，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用したときのピークシフト電力を，１月につき次のとおり算定いたします。

なお，⑵イによって接続送電サービス契約電力を定める場合は，次の式における適用の対象とする供給地点の接続送電サービス契約電力は，当該供給地点の１年を通じての夜間時間における最大需要電力等といたします。

また，⑵ニによって接続送電サービス契約電力を定める場合で，需要者の発電設備の検査，補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気の供給分以外の供給分について，⑵イに準じて値を定めるときは，次の式における適用の対象とする供給地点の接続送電サービス契約電力は，当該供給地点の夜間時間における30分ごとの接続供給電力量からその30分の当該不足電力の補給にあてるための電気の使用分（契約者と当社との協議によりあらかじめ定めた方法によって算定いたします。）を差し引いた値を２倍した値の１年を通じての最大値に，⑵ニで原則として需要者の発電設備の容量を基準として契約者と当社との協議によって定めた値を加えたものといたします。

ピークシフト電力
＝適用の対象とする供給地点の接続送電サービス契約電力
－当該供給地点の昼間時間最大電力

なお，各月の昼間時間における接続供給電力の最大値の実績等から，ピークシフト電力が不適当と認められる場合には，すみやかに昼間時間最大電力を修正のうえ，ピークシフト電力を適正なものに変更していただきます。

ニ　１年間を通じて夜間時間に最大需要電力等が発生しないことが明らかになった場合等については，この取扱いの適用をただちに解消いたします。

なお，それがこの取扱い適用後１年に満たない場合は，既に適用したピークシフト割引額の合計金額をこの取扱いの適用が解消された月の接続

送電サービス料金に加算したものをその月の接続送電サービス料金として算定いたします。

また，この取扱いの適用が解消された後１年に満たない場合は，この取扱いを適用いたしません。

20　臨時接続送電サービス

⑴　適用範囲

契約使用期間が１年未満の場合において，小売電気事業，特定送配電事業または自己等への電気の供給の用に供する電気に適用いたします。ただし，毎年，一定期間を限り，反復使用するものには適用いたしません。

⑵　臨時接続送電サービス契約電力等

電灯臨時定額接続送電サービスの適用を受ける場合を除き，臨時接続送電サービス契約容量または臨時接続送電サービス契約電力は，次によって供給地点ごとに定めます。

なお，分割接続供給の場合は，それぞれの契約者に係る臨時接続送電サービス契約電力とあわせて，33（料金の算定）⒀にもとづき料金の調整を行なうために，１供給地点につき，１臨時接続送電サービスを適用したときの臨時接続送電サービス契約電力を定めます。

イ　低圧で供給する場合

⑷　契約者が電灯または小型機器を使用する需要者に供給する場合

次により，臨時接続送電サービス契約容量を定めます。

a　臨時接続送電サービス契約容量は，契約負荷設備の総容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，各契約負荷設備ごとに別表４〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）に次の係数を乗じてえた値といたします。ただし，差込口の数と電気機器の数が異なる場合等特別の事情がある場合は，別表６（契約負荷設備の総容量の算定）によって総容量を定めます。

最初の６キロボルトアンペアにつき	95パーセント
次の14キロボルトアンペアにつき	85パーセント
次の30キロボルトアンペアにつき	75パーセント
50キロボルトアンペアをこえる部分につき	65パーセント

b　契約者が契約主開閉器により臨時接続送電サービス契約容量（６キロボルトアンペア以上となる場合に限ります。）を定めることを希望される場合には，臨時接続送電サービス契約容量は，ａにかかわらず，契約主開閉器の定格電流にもとづき，別表３（契約電力および契約容量の算定方法）により算定された値といたします。この場合，契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。

なお，当社は，契約主開閉器が制限できる電流を，必要に応じて確認いたします。

c　特別の事情がある場合には，臨時接続送電サービス契約容量は，ａにかかわらず，契約者と当社との協議によって定めた値とすることがあります。

(ﾛ)　契約者が動力を使用する需要者に供給する場合

次により，臨時接続送電サービス契約電力を定めます。

a　臨時接続送電サービス契約電力は，契約負荷設備の各入力（出力で表示されている場合等は，別表４〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）についてそれぞれ次の(a)の係数を乗じてえた値の合計に(b)の係数を乗じてえた値といたします。ただし，電気機器の試験用に電気を使用される場合等特別の事情がある場合は，その回路において使用される最大電流を制限できるしゃ断器その他の適当な装置を契約者または需要者に施設していただき，その容量を当該回路において使用される契約負荷設備の入力とみなします。この場合，その容量は別表３（契約電力および契約容量の算定方法）に準じて算定いたします。

(a)　契約負荷設備のうち

最大の入力のものから	最初の２台の入力につき	100パーセント
	次の２台の入力につき	95パーセント
	上記以外のものの入力につき	90パーセント

(b)　(a)によってえた値の合計のうち

最初の６キロワットにつき	100パーセント
次の14キロワットにつき	90パーセント
次の30キロワットにつき	80パーセント
50キロワットをこえる部分につき	70パーセント

b　契約者が契約主開閉器により臨時接続送電サービス契約電力を定めることを希望される場合には，臨時接続送電サービス契約電力は，aにかかわらず，契約主開閉器の定格電流にもとづき，別表３（契約電力および契約容量の算定方法）により算定された値といたします。この場合，契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。

なお，当社は，契約主開閉器が制限できる電流を，必要に応じて確認いたします。

ロ　高圧または特別高圧で供給する場合

臨時接続送電サービス契約電力（分割接続供給の場合は，１供給地点につき，１臨時接続送電サービスを適用したときの臨時接続送電サービス契約電力といたします。）は，需要場所において使用される負荷設備および受電設備の内容，同一業種の負荷率，操業度等を基準として，契約者と当社との協議により供給地点ごとに定めます。

なお，分割接続供給の場合におけるそれぞれの契約者に係る臨時接続送電サービス契約電力は，それぞれの契約者と当社との協議によって定めま

す。

⑶　臨時接続送電サービス料金

臨時接続送電サービス料金は，供給地点ごとに，供給電圧および臨時接続送電サービスの種別に応じて，次の各項により算定いたします。

なお，分割接続供給の場合は，それぞれの契約者に係る臨時接続送電サービス料金とあわせて，33（料金の算定）⒀にもとづき料金の調整を行なうために，１供給地点につき，１臨時接続送電サービスを適用したときの臨時接続送電サービス料金を算定いたします。

イ　低圧で供給する場合

⑷　電灯臨時定額接続送電サービス

a　適用範囲

契約者が電灯または小型機器を使用する需要者に供給する場合で，その総容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，各契約負荷設備ごとに別表４〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）が３キロボルトアンペア以下であるときに適用いたします。

b　供給電気方式および供給電圧

供給電気方式および供給電圧は，交流単相２線式標準電圧100ボルトまたは交流単相３線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトといたします。ただし，技術上やむをえない場合には，交流単相２線式標準電圧200ボルトまたは交流３相３線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

c　臨時接続送電サービス料金

臨時接続送電サービス料金は，契約負荷設備の総容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，各契約負荷設備ごとに別表４〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）によって１日につき次のとおりといたします。

総容量が50ボルトアンペアまでの場合	2 円　92 銭
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	5 円　84 銭
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	5 円　84 銭
総容量が500ボルトアンペアをこえ１キロボルトアンペアまでの場合	58 円　40 銭
総容量が１キロボルトアンペアをこえ３キロボルトアンペアまでの場合１キロボルトアンペアまでごとに	58 円　40 銭

(ロ)　電灯臨時接続送電サービス

a　適用範囲

契約者が電灯または小型機器を使用する需要者に供給する場合で，次のいずれにも該当するときに適用いたします。

(a)　臨時接続送電サービス契約容量を定める場合は，臨時接続送電サービス契約容量が原則として50キロボルトアンペア未満であること。

(b)　電灯臨時定額接続送電サービスを適用できないこと。

b　供給電気方式および供給電圧

供給電気方式および供給電圧は，交流単相２線式標準電圧100ボルトまたは交流単相３線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトといたします。ただし，技術上やむをえない場合には，交流単相２線式標準電圧200ボルトまたは交流３相３線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

c　臨時接続送電サービス料金

臨時接続送電サービス料金は，基本料金および電力量料金の合計といたします。

(a) 基本料金

基本料金は，１月につき19（接続送電サービス）(3)イ(ロ) c (a) ii において適用される該当基本料金率の10パーセントを割増ししたものを適用いたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。

(b) 電力量料金

電力量料金は，その１月の接続供給電力量によって算定いたします。

１キロワット時につき	**8 円　38 銭**

(ハ) 動力臨時定額接続送電サービス

a　適用範囲

契約者が動力を使用する需要者に供給する場合で，臨時接続送電サービス契約電力が５キロワット以下であるときに適用いたします。

b　供給電気方式および供給電圧

供給電気方式および供給電圧は，交流３相３線式標準電圧200ボルトといたします。ただし，技術上やむをえない場合には，交流単相２線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相３線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとすることがあります。

c　臨時接続送電サービス料金

臨時接続送電サービス料金は，次のとおりといたします。ただし，臨時接続送電サービス契約電力が0.5キロワットの場合の臨時接続送電サービス料金は，臨時接続送電サービス契約電力が１キロワットの場合の該当料金の半額といたします。

臨時接続送電サービス契約電力１キロワット１日につき	**77 円　81 銭**

d　そ の 他

当社が適当と認める場合には，動力臨時接続送電サービスを適用す

ることがあります。

㈡　動力臨時接続送電サービス

a　適用範囲

契約者が動力を使用する需要者に供給する場合で，臨時接続送電サービス契約電力が原則として５キロワットをこえ，50キロワット未満であるときに適用いたします。

b　供給電気方式および供給電圧

供給電気方式および供給電圧は，交流３相３線式標準電圧200ボルトといたします。ただし，技術上やむをえない場合には，交流単相２線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相３線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとすることがあります。

c　臨時接続送電サービス料金

臨時接続送電サービス料金は，基本料金および電力量料金の合計といたします。

(a)　基本料金

基本料金は，１月につき19（接続送電サービス）⑶イ㈡ｃ(a)ⅱにおいて適用される該当基本料金率の20パーセントを割増ししたものを適用いたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。

(b)　電力量料金

電力量料金は，その１月の接続供給電力量によって算定いたします。

１キロワット時につき	**5 円　62 銭**

ロ　高圧で供給する場合

臨時接続送電サービスの種別は，高圧臨時接続送電サービスといたします。

㈠　適用範囲

臨時接続送電サービス契約電力（分割接続供給の場合は，１供給地点につき，１臨時接続送電サービスを適用したときの臨時接続送電サービス契約電力といたします。）が原則として50キロワット以上であり，かつ，2,000キロワット未満である場合に適用いたします。

㈡　供給電気方式および供給電圧

供給電気方式および供給電圧は，交流３相３線式標準電圧6,000ボルトといたします。

㈢　臨時接続送電サービス料金

臨時接続送電サービス料金は，基本料金および電力量料金の合計といたします。ただし，基本料金は，ニによって力率割引または割増しをする場合は，力率割引または割増しをしたものといたします。

ａ　基本料金

基本料金は，１月につき19（接続送電サービス）⑶ロ㈠ｃ(a)において適用される該当基本料金率の20パーセントを割増ししたものを適用いたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。また，当社が分割接続供給を行なう供給地点において，33（料金の算定）⒀にもとづき料金の調整を行なうために算定する，１供給地点につき，１臨時接続送電サービスを適用した場合の臨時接続送電サービスの基本料金は，双方の契約者に係る臨時接続送電サービスをまったく利用しないときに限り，半額といたします。

ｂ　電力量料金

電力量料金は，その１月の接続供給電力量によって算定いたします。

１キロワット時につき	**2 円　75 銭**

ハ　特別高圧で供給する場合

臨時接続送電サービスの種別は，特別高圧臨時接続送電サービスといた

します。

⑷　適用範囲

臨時接続送電サービス契約電力（分割接続供給の場合は，１供給地点につき，１臨時接続送電サービスを適用したときの臨時接続送電サービス契約電力といたします。）が原則として2,000キロワット以上である場合に適用いたします。

⑷　供給電気方式および供給電圧

供給電気方式は，交流３相３線式とし，供給電圧は，臨時接続送電サービス契約電力（分割接続供給の場合は，１供給地点につき，１臨時接続送電サービスを適用したときの臨時接続送電サービス契約電力といたします。）に応じて次のとおりといたします。

臨時接続送電サービス契約電力 10,000キロワット未満	標準電圧20,000ボルト または30,000ボルト
臨時接続送電サービス契約電力 10,000キロワット以上	標準電圧70,000ボルト

⑷　臨時接続送電サービス料金

臨時接続送電サービス料金は，基本料金および電力量料金の合計といたします。ただし，基本料金は，ニによって力率割引または割増しをする場合は，力率割引または割増しをしたものといたします。

ａ　基本料金

基本料金は，１月につき19（接続送電サービス）⑶ハ⑷ｃ(a)において適用される該当基本料金率の20パーセントを割増ししたものを適用いたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。また，当社が分割接続供給を行なう供給地点において，33（料金の算定）⒀にもとづき料金の調整を行なうために算定する，１供給地点につき，１臨時接続送電サービスを適用した場合の臨時接続送電サービスの基本料金は，双方の契約者に係る臨時接続送電サービスをまったく利用しないときに限り，半額といたします。

b　電力量料金

電力量料金は，その１月の接続供給電力量によって算定いたします。

１キロワット時につき	**１円　00 銭**

ニ　力率割引および割増し

高圧または特別高圧で供給する場合の力率割引および割増しは，19（接続送電サービス）⑶ニに準じて適用いたします。

ホ　そ の 他

臨時接続送電サービス料金の計算における合計金額の単位は，１円とし，その端数は，切り捨てます。

⑷　そ の 他

イ　当社は，原則として供給設備を常置いたしません。

ロ　契約使用期間満了後さらに継続して臨時接続送電サービスを使用することを希望される場合で，契約使用期間満了の日の翌日から新たに定める契約使用期間満了の日までが１年未満となるときは，臨時接続送電サービスを適用いたします。

ハ　その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，19（接続送電サービス）に準ずるものといたします。ただし，19（接続送電サービス）⑷は，適用いたしません。

21　予備送電サービス

⑴　適用範囲

高圧または特別高圧で受電または供給する場合で，19（接続送電サービス）を使用される契約者または発電契約者が受電地点または供給地点ごとに予備電線路の利用を希望される次の場合に適用いたします。

イ　予備送電サービスＡ

常時利用変電所から常時利用と同位の電圧で利用する場合

ロ　予備送電サービスＢ

常時利用変電所以外の変電所を利用する場合または常時利用変電所から常時利用と異なった電圧（高圧および特別高圧に限ります。）で利用する場合

⑵　予備送電サービス契約電力

予備送電サービス契約電力は，受電地点においては当該受電地点の契約受電電力の値，供給地点においては当該供給地点の接続送電サービス契約電力の値とし，受電地点または供給地点ごとに定めます。ただし，契約者または発電契約者に特別の事情がある場合で，契約者または発電契約者が契約受電電力または接続送電サービス契約電力の値と異なる予備送電サービス契約電力を希望されるときの予備送電サービス契約電力は，発電場所における発電設備等の出力および負荷の実情ならびに需要場所における１年間を通じての最大の負荷等負荷の実情に応じて，契約者または発電契約者と当社との協議により，受電地点または供給地点ごとに定めます。この場合の予備送電サービス契約電力は，原則として50キロワットを下回らないものといたします。

⑶　予備送電サービス料金

予備送電サービス料金は，供給地点ごとに，予備送電サービスの使用の有無にかかわらず，１月につき次のとおりといたします。

なお，供給地点における予備送電サービスによって使用した電気の電力量は，19（接続送電サービス）によって使用した電気の電力量とみなします。

また，特別高圧で常時利用される供給地点で，高圧で予備送電サービスを使用される場合には，予備送電サービスの供給電圧は，常時利用される電圧と同位の電圧とみなします。この場合，予備送電サービス契約電力および予備送電サービスによって使用した電気の電力量は，予備送電サービス料金および接続送電サービス料金の算定上，常時利用される電圧と同位の電圧にするために修正したものといたします。

イ　予備送電サービスＡ

予備送電サービス契約電力１キロワットにつき	高圧で供給する場合	96 円　80 銭
	特別高圧で供給する場合	77 円　00 銭

ロ　予備送電サービスＢ

予備送電サービス契約電力１キロワットにつき	高圧で供給する場合	185 円　90 銭
	特別高圧で供給する場合	116 円　60 銭

⑷　力率割引および割増し

力率割引および割増しはいたしません。ただし，19（接続送電サービス）⑶ニの力率割引および割増しの適用上，供給地点における予備送電サービスによって使用した電気の電力量は，原則として19（接続送電サービス）によって使用した電気の電力量とみなします。

⑸　そ の 他

イ　予備送電サービス料金の計算における合計金額の単位は，１円とし，その端数は，切り捨てます。

ロ　受電地点の予備送電サービスは，他の発電量調整供給契約等と共用することができます。

ハ　契約者または発電契約者が希望される場合は，受電地点または供給地点ごとに予備送電サービスＡと予備送電サービスＢとをあわせて使用することができます。

ニ　当社が分割接続供給を行なう供給地点において，予備電線路の利用を希望される場合は，原則として，それぞれの契約者が適用している接続送電サービスごとに予備送電サービスを適用するものとし，それぞれの契約者に係る予備送電サービスの取扱いは，⑴，⑵，⑶，⑷，⑸イ，⑸ロおよび⑸ハに準ずるものといたします。また，この場合は，33（料金の算定）⑭にもとづき料金の調整を行なうために，１供給地点につき，１予備送電サービスを適用したときの予備送電サービス料金をあわせて算定するものと

し，当該予備送電サービスの取扱いは，(1)，(2)，(3)，(4)，(5)イ，(5)ロおよび(5)ハに準ずるものといたします。

ホ　その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，接続供給の場合は19（接続送電サービス）に準ずるものといたします。

22　系統連系受電サービス

(1)　適用範囲

小売電気事業，当社以外の一般送配電事業，特定送配電事業または自己等への電気の供給の用に供するために当社が受電する電気に適用いたします。ただし，当社との特定契約に係る電気には適用いたしません。

(2)　系統連系受電課金対象電力

各月の系統連系受電課金対象電力は，次によって受電地点ごとに，発電バランシンググループごとに定めます。

イ　発電場所が１発電バランシンググループに属している場合

(イ)　発電設備等に係る供給地点において電灯定額接続送電サービスが適用されている場合

系統連系受電課金対象電力は，同時最大受電電力といたします。

(ロ)　(イ)以外の場合

系統連系受電課金対象電力は，同時最大受電電力から発電設備等に係る供給地点におけるその１月の接続送電サービス契約電力（発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は，１接続送電サービスを適用したときのその１月の接続送電サービス契約電力といたします。）を差し引いた値といたします。ただし，差し引いた値が零を下回る場合の系統連系受電課金対象電力は，零といたします。

ロ　発電場所が複数の発電バランシンググループに属している場合

(イ)　発電設備等に係る供給地点において電灯定額接続送電サービスが適用されている場合

発電バランシンググループごとの系統連系受電課金対象電力は，同時最大受電電力を契約受電電力の比であん分してえた値といたします。

㈡　㈠以外の場合

発電バランシンググループごとの系統連系受電課金対象電力は，同時最大受電電力を契約受電電力の比であん分してえた値から，発電設備等に係る供給地点のその１月の接続送電サービス契約電力（発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は，１接続送電サービスを適用したときのその１月の接続送電サービス契約電力といたします。）を契約受電電力の比であん分してえた値を差し引いた値といたします。ただし，差し引いた値が零を下回る場合の系統連系受電課金対象電力は，零といたします。

ハ　イおよびロにおいて，系統連系受電課金対象電力の算定上，次のものについても接続送電サービス契約電力１キロワットとみなします。

㈠　臨時接続送電サービス契約電力（発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は，１臨時接続送電サービスを適用したときの臨時接続送電サービス契約電力といたします。）１キロワット

㈡　接続送電サービス契約容量または臨時接続送電サービス契約容量１キロボルトアンペア

㈢　電灯臨時定額接続送電サービスにおける契約負荷設備の総容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，各契約負荷設備ごとに別表４〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）１キロボルトアンペア

ただし，電灯臨時定額接続送電サービスにおける契約負荷設備の総容量の端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。

㈣　附則２（揚水発電設備等が設置された需要場所に接続供給を行なう場合の特別措置）の適用を受けている場合の接続供給課金対象電力（揚水発電設備または蓄電池〔以下「揚水発電設備等」といいます。〕に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は，１接続送電サービスまたは１臨時接続送電サービスを適用したときの接続供給課金対象電力といたします。）１キロワット

⑶　系統連系受電サービス料金

系統連系受電サービス料金は，受電地点ごとに，発電バランシンググループごとに算定された基本料金および電力量料金の合計から系統設備効率化割引額を差し引いたものといたします。

イ　基本料金

基本料金は，１月につき次のとおりといたします。ただし，まったく発電または放電しない場合（他の発電量調整供給契約等と同一計量する場合等は，その１月のすべての発電量調整供給等に係る発電量調整受電電力量等が零であるときに限ります。）の基本料金は，半額といたします。

系統連系受電課金対象電力１キロワットにつき	**97 円　98 銭**

ロ　電力量料金

電力量料金は，その１月の発電量調整受電電力量によって算定いたします。

１キロワット時につき	**32 銭**

ハ　系統設備効率化割引

系統設備効率化割引は，基幹系統設備効率化および送電ロス削減割引（以下「系統設備効率化割引Ａ」といいます。）および特別高圧系統設備効率化割引（以下「系統設備効率化割引Ｂ」といいます。）とし，受電地点ごとに，発電バランシンググループごとに，次により算定いたします。

⑴　適　　用

ａ　系統設備効率化割引Ａ

受電地点について当社が選定した変電所等（以下「連系変電所等」といいます。）が割引対象変電所等（別表２〔系統設備効率化割引の対象変電所等〕⑴に定める割引区分Ａ－１，Ａ－２またはＡ－３に該当する変電所等といたします。）の場合に適用いたします。

なお，連系変電所等は，あらかじめ発電者にお知らせいたします。

b　系統設備効率化割引Ｂ

低圧または高圧で受電する場合で，連系変電所等が割引対象変電所等（別表２〔系統設備効率化割引の対象変電所等〕(1)に定める割引区分Ｂ－１またはＢ－２に該当する変電所等といたします。）のときに適用いたします。

なお，連系変電所等は，あらかじめ発電者にお知らせいたします。

(ﾛ)　系統設備効率化割引単価

系統設備効率化割引単価は，ａの系統設備効率化割引Ａ単価およびｂの系統設備効率化割引Ｂ単価を合計した値といたします。

a　系統設備効率化割引Ａ単価

系統設備効率化割引Ａに係る単価とし，１月につき次のとおりといたします。

(a)　受電電圧が標準電圧140,000ボルトをこえる場合

	連系変電所等	単　価
系統連系受電課金対象電力１キロワットにつき	別表２（系統設備効率化割引の対象変電所等）(1)の割引区分Ａ－１の場合	32 円　19 銭
	別表２（系統設備効率化割引の対象変電所等）(1)の割引区分Ａ－２の場合	5 円　78 銭
	別表２（系統設備効率化割引の対象変電所等）(1)の割引区分Ａ－３の場合	2 円　89 銭

(b)　(a)以外の場合

	連系変電所等	単　価
系統連系受電課金対象電力１キロワットにつき	別表２（系統設備効率化割引の対象変電所等）(1)の割引区分Ａ－１の場合	32 円　19 銭
	別表２（系統設備効率化割引の対象変電所等）(1)の割引区分Ａ－２の場合	11 円　55 銭
	別表２（系統設備効率化割引の対象変電所等）(1)の割引区分Ａ－３の場合	5 円　78 銭

b　系統設備効率化割引Ｂ単価

系統設備効率化割引Ｂに係る単価とし，１月につき次のとおりといたします。

	連系変電所等	単　価
系統連系受電課金対象電力１キロワットにつき	別表２（系統設備効率化割引の対象変電所等）(1)の割引区分Ｂ－１の場合	**60 円　35 銭**
	別表２（系統設備効率化割引の対象変電所等）(1)の割引区分Ｂ－２の場合	**21 円　92 銭**

(ﾊ)　系統設備効率化割引額

系統設備効率化割引額は，(2)の系統連系受電課金対象電力に(ﾛ)の系統設備効率化割引単価を乗じてえた金額といたします。ただし，まったく発電または放電しない場合（他の発電量調整供給契約等と同一計量する場合等は，その１月のすべての発電量調整供給等に係る発電量調整受電電力量等が零であるときに限ります。）の系統設備効率化割引額は，半額といたします。

ニ　そ の 他

系統連系受電サービス料金の計算における合計金額の単位は，１円とし，その端数は，切り捨てます。

23　発電量調整受電計画差対応電力

(1)　適　　用

発電バランシンググループにおいて，39（給電指令の実施等）(5)または(6)により補給される電気を使用されていないときに適用いたします。

(2)　発電量調整受電計画差対応電力

イ　発電量調整受電計画差対応補給電力

(ｲ)　適用範囲

30分ごとの発電量調整受電電力量が，その30分の発電量調整受電計画電力量を下回る場合に生じた不足電力の補給にあてるための電気に適用

いたします。

(ﾛ) 発電量調整受電計画差対応補給電力料金

発電量調整受電計画差対応補給電力料金は，30分ごとの発電量調整受電計画差対応補給電力量に(ﾊ)の発電量調整受電計画差対応補給電力料金単価を適用してえられる金額のその１月の合計といたします。

(ﾊ) 発電量調整受電計画差対応補給電力料金単価

発電量調整受電計画差対応補給電力料金単価は，一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則（以下「託送供給等約款料金算定規則」といいます。）第27条にもとづきインバランス料金として算定される金額に消費税等相当額（消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。）を加えた金額とし，当社が30分ごとに設定するものといたします。

ロ 発電量調整受電計画差対応余剰電力

(ｲ) 適用範囲

30分ごとの発電量調整受電電力量が，その30分の発電量調整受電計画電力量を上回る場合の送電超過分電力について，当社が購入する電気に適用いたします。

(ﾛ) 発電量調整受電計画差対応余剰電力料金

発電量調整受電計画差対応余剰電力料金は，30分ごとの発電量調整受電計画差対応余剰電力量に(ﾊ)の発電量調整受電計画差対応余剰電力料金単価を適用してえられる金額のその１月の合計といたします。

(ﾊ) 発電量調整受電計画差対応余剰電力料金単価

発電量調整受電計画差対応余剰電力料金単価は，託送供給等約款料金算定規則第27条にもとづきインバランス料金として算定される金額に消費税等相当額を加えた金額とし，当社が30分ごとに設定するものといたします。

24　接続対象計画差対応電力

⑴　適　　用

39（給電指令の実施等）⑷により補給される電気を使用されていないときに適用いたします。

⑵　接続対象計画差対応電力

イ　接続対象計画差対応補給電力

㈠　適用範囲

30分ごとの接続対象電力量が，その30分の接続対象計画電力量を上回る場合に生じた不足電力の補給にあてるための電気に適用いたします。

㈡　接続対象計画差対応補給電力料金

接続対象計画差対応補給電力料金は，30分ごとの接続対象計画差対応補給電力量に㈠の接続対象計画差対応補給電力料金単価を適用してえられる金額のその１月の合計といたします。

㈢　接続対象計画差対応補給電力料金単価

接続対象計画差対応補給電力料金単価は，託送供給等約款料金算定規則第27条にもとづきインバランス料金として算定される金額に消費税等相当額を加えた金額とし，当社が30分ごとに設定するものといたします。

ロ　接続対象計画差対応余剰電力

㈠　適用範囲

30分ごとの接続対象電力量が，その30分の接続対象計画電力量を下回る場合の送電超過分電力について，当社が購入する電気に適用いたします。

㈡　接続対象計画差対応余剰電力料金

接続対象計画差対応余剰電力料金は，30分ごとの接続対象計画差対応余剰電力量に㈠の接続対象計画差対応余剰電力料金単価を適用してえられる金額のその１月の合計といたします。

㈠　接続対象計画差対応余剰電力料金単価

接続対象計画差対応余剰電力料金単価は，託送供給等約款料金算定規則第27条にもとづきインバランス料金として算定される金額に消費税等相当額を加えた金額とし，当社が30分ごとに設定するものといたします。

25　需要抑制量調整受電計画差対応電力

⑴　適　　用

需要抑制バランシンググループに適用いたします。

⑵　需要抑制量調整受電計画差対応電力

イ　需要抑制量調整受電計画差対応補給電力

㈠　適用範囲

30分ごとの需要抑制量調整受電電力量が，その30分の需要抑制量調整受電計画電力量を下回る場合に生じた不足電力の補給にあてるための電気に適用いたします。

㈡　需要抑制量調整受電計画差対応補給電力料金

需要抑制量調整受電計画差対応補給電力料金は，30分ごとの需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量に㈠の需要抑制量調整受電計画差対応補給電力料金単価を適用してえられる金額のその１月の合計といたします。

㈠　需要抑制量調整受電計画差対応補給電力料金単価

需要抑制量調整受電計画差対応補給電力料金単価は，託送供給等約款料金算定規則第27条にもとづきインバランス料金として算定される金額に消費税等相当額を加えた金額とし，当社が30分ごとに設定するものといたします。

ロ　需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力

㈠　適用範囲

30分ごとの需要抑制量調整受電電力量が，その30分の需要抑制量調整受電計画電力量を上回る場合の抑制超過分電力について，当社が購入す

る電気に適用いたします。

㈡　需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力料金

需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力料金は，30分ごとの需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量に㈠の需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力料金単価を適用してえられる金額のその１月の合計といたします。

㈠　需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力料金単価

需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力料金単価は，託送供給等約款料金算定規則第27条にもとづきインバランス料金として算定される金額に消費税等相当額を加えた金額とし，当社が30分ごとに設定するものといたします。

26　給電指令時補給電力

(1)　契約者に係る給電指令時補給電力料金

イ　適用範囲

39（給電指令の実施等）⑷により補給される電気を使用されているときに適用いたします。

ロ　給電指令時補給電力料金

給電指令時補給電力料金は，ハに定める30分ごとの給電指令時補給電力量にニの給電指令時補給電力料金単価を適用してえられる金額のその１月の合計といたします。

ハ　給電指令時補給電力量

給電指令時補給電力量は，給電指令等の間，31（電力および電力量の算定）㉒により30分ごとに算定された値といたします。

ニ　給電指令時補給電力料金単価

給電指令時補給電力料金単価は，託送供給等約款料金算定規則第27条にもとづきインバランス料金として算定される金額に消費税等相当額を加えた金額とし，当社が30分ごとに設定するものといたします。

⑵　発電契約者に係る給電指令時補給電力料金

イ　適用範囲

39（給電指令の実施等）⑸または⑹により補給される電気を使用されているときに，補給される電気を使用する発電バランシンググループに適用いたします。

ロ　給電指令時補給電力料金

給電指令時補給電力料金は，ハに定める30分ごとの給電指令時補給電力量にニの給電指令時補給電力料金単価を適用してえられる金額のその１月の合計といたします。

ハ　給電指令時補給電力量

給電指令時補給電力量は，給電指令等の間，31（電力および電力量の算定）⑳により30分ごとに算定された値といたします。

ニ　給電指令時補給電力料金単価

給電指令時補給電力料金単価は，託送供給等約款料金算定規則第27条にもとづきインバランス料金として算定される金額に消費税等相当額を加えた金額とし，当社が30分ごとに設定するものといたします。ただし，39（給電指令の実施等）⑵ホの場合で，当社の電力系統における電気の潮流が系統安定度等にもとづき算定される運用可能な容量を超過し，または超過するおそれがある場合に出力の抑制を実施することを前提として連系を行なった発電設備等（以下「ノンファーム電源」といいます。）に対して出力の抑制を実施したときは，39（給電指令の実施等）⑸により補給される電気を使用されているときの翌日取引を行なうための卸電力取引市場における30分ごとの売買取引の価格（売買取引に係る電力の受渡しが連系設備の送電容量等による制限を受けるものとして当社の供給区域において売買取引を行なうものに限ります。）に消費税等相当額を加えた金額とし，当社が30分ごとに設定するものといたします。また，当社が指定する要件を有する発電設備等またはノンファーム電源以外の発電設備等（以下「ファーム電源」といいます。）であって別途当社と給電指令時補給電力料金

に関する契約を締結する設備については，当該契約によるものといたします。

Ⅳ　料金の算定および支払い

27　料金の適用開始の時期

接続供給に係る料金は，当社所定の様式に記載された接続供給の開始日から適用し，発電量調整供給に係る料金は，当社所定の様式に記載された発電量調整供給の開始日から適用し，需要抑制量調整供給に係る料金は，当社所定の様式に記載された需要抑制量調整供給の開始日から適用いたします。ただし，接続供給，発電量調整供給もしくは需要抑制量調整供給の準備着手前に接続供給，発電量調整供給もしくは需要抑制量調整供給の開始延期の申入れがあった場合または契約者，発電契約者，需要抑制契約者，発電者もしくは需要者のいずれの責めともならない理由によって接続供給，発電量調整供給もしくは需要抑制量調整供給が開始されない場合は，あらためて契約者，発電契約者または需要抑制契約者と当社との協議によって定められた接続供給，発電量調整供給または需要抑制量調整供給の開始日から適用いたします。

28　検　針　日

検針日は，次により，実際に検針を行なった日または検針を行なったものとされる日といたします。

⑴　検針は，受電地点または供給地点ごとに当社があらかじめお知らせした日（当社が受電地点または供給地点の属する検針区域に応じて定めた毎月一定の日〔以下「検針の基準となる日」といいます。〕および休日等を考慮して定めます。）に，各月ごとに行ないます。

なお，高圧で受電する場合で契約受電電力が500キロワット以上のとき，高圧で供給する場合で19（接続送電サービス）⑵ロによって契約電力を定めるとき，または特別高圧で受電もしくは供給する場合の検針日は，当社が検針日を定める場合を除き，実際に検針を行なった日にかかわらず，毎月１日といたします。

また，受電地点または供給地点が同一の発電場所または需要場所にある場

合は，受電地点における検針日と供給地点における検針日は，原則として同一の日といたします。

⑵　発電者または需要者が不在等のため検針できなかった場合は，検針に伺った日に検針を行なったものといたします。

⑶　当社は，やむをえない事情のある場合には，⑴にかかわらず，当社があらかじめお知らせした日以外の日に検針を行なうことがあります。

⑷　当社は，次の場合には，⑴にかかわらず，各月ごとに検針を行なわないことがあります。

なお，当社は，ロの場合は，非常変災等の場合を除き，あらかじめ契約者または発電契約者の承諾をえるものといたします。

イ　契約者または発電契約者が受電地点または供給地点を新たに設定した日から，その直後の受電地点または供給地点の属する検針区域の検針日までの期間が短い場合

ロ　その他特別の事情がある場合

⑸　⑶の場合で，検針を行なったときは，当社があらかじめお知らせした日に検針を行なったものといたします。

⑹　⑷イの場合で，検針を行なわなかったときは，契約者または発電契約者が受電地点または供給地点を新たに設定した日の直後の受電地点または供給地点の属する検針区域の検針日に検針を行なったものといたします。

⑺　⑷ロの場合で，検針を行なわなかったときは，検針を行なわない月については，当社があらかじめお知らせした日に検針を行なったものといたします。

29　料金の算定期間

⑴　送電サービス料金の算定期間は，次によります。

イ　前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間（以下「供給側検針期間」といいます。）といたします。ただし，契約者が供給地点を新たに設定し，または供給地点を消滅させる場合の料金の算定期間は，その供給地点を新たに設定した日から直後の検針日の前日までの期間または直前の検

針日から消滅日の前日までの期間といたします。

ロ　当社があらかじめ契約者に計量日（接続供給の場合，電力量または最大需要電力等が計量器またはその付属装置に計量値が記録される場合の計量器および計量値が記録される付属装置〔以下「記録型等計量器」といいます。〕に記録される日をいいます。）をお知らせした場合は，イにかかわらず，前月の計量日から当月の計量日の前日までの期間（以下「供給側計量期間」といいます。）といたします。ただし，契約者が供給地点を新たに設定し，または供給地点を消滅させる場合の料金の算定期間は，その供給地点を新たに設定した日から直後の計量日の前日までの期間または直前の計量日から消滅日の前日までの期間といたします。

ハ　定額接続送電サービスの料金または31（電力および電力量の算定）㈿の場合の送電サービス料金の算定期間は，イに準ずるものといたします。この場合，イにいう検針日は，その供給地点の属する検針区域の検針日といたします。

⑵　系統連系受電サービス料金の算定期間は，次によります。

イ　前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間（以下「受電側検針期間」といいます。）といたします。ただし，発電契約者が受電地点を新たに設定し，または受電地点を消滅させる場合の料金の算定期間は，その受電地点を新たに設定した日から直後の検針日の前日までの期間または直前の検針日から消滅日の前日までの期間といたします。

ロ　当社があらかじめ発電契約者および発電者に計量日（発電量調整供給の場合，電力量または最大連系電力等が記録型等計量器に記録される日をいいます。）をお知らせした場合は，イにかかわらず，前月の計量日から当月の計量日の前日までの期間（以下「受電側計量期間」といいます。）といたします。ただし，発電契約者が受電地点を新たに設定し，または受電地点を消滅させる場合の料金の算定期間は，その受電地点を新たに設定した日から直後の計量日の前日までの期間または直前の計量日から消滅日の前日までの期間といたします。

⑶　発電量調整受電計画差対応補給電力料金，発電量調整受電計画差対応余剰電力料金，接続対象計画差対応補給電力料金，接続対象計画差対応余剰電力料金，需要抑制量調整受電計画差対応補給電力料金，需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力料金および給電指令時補給電力料金の算定期間は，毎月１日から当該月末日までの期間といたします。ただし，接続供給，発電量調整供給もしくは需要抑制量調整供給を開始し，または接続供給契約，発電量調整供給契約もしくは需要抑制量調整供給契約が消滅した場合の料金の算定期間は，開始日から開始日の属する月の末日までの期間または契約が消滅した日の属する月の１日から消滅日までの期間といたします。

30　計　　量

⑴　当社は，発電量調整受電電力量および最大連系電力等は，原則として，受電地点ごとに取り付けた記録型等計量器により受電電圧と同位の電圧で，接続供給電力量および最大需要電力等は，原則として，供給地点ごとに取り付けた記録型等計量器により供給電圧と同位の電圧で，30分単位で計量いたします。また，受電地点において他の発電量調整供給契約等と同一計量する場合は，30分ごとに，受電地点において計量された電力量を原則として38（託送供給等の実施）によりあらかじめ定められたその30分に対する電力量の計画値および仕訳に係る順位にもとづいて仕訳いたします。ただし，発電契約者から発電場所において発電契約者等の負担により，発電契約者等で取り付けた計量器により計量された発電設備等ごとの電力量にもとづく仕訳の申出がある場合で，当社が適当と認めるときは，30分ごとに，受電地点において計量された電力量を当該受電地点における発電設備等ごとの計量器により計量された電力量にもとづいて仕訳することがあります。この場合，仕訳に必要となる発電設備等ごとの電力量は，契約者または発電契約者から当社に通知していただきます。

なお，30分ごとに，受電地点において計量された電力量の仕訳を行なう場合は，31（電力および電力量の算定）の電力および電力量の算定上，仕訳後の電力量を受電地点で計量された電力量とみなします。

⑵　受電地点または供給地点ごとの計量の結果は，各月ごとにすみやかに契約者または発電契約者および発電者にお知らせいたします。

なお，発電者への受電地点の計量の結果のお知らせは，発電契約者を通じて行ないます。

⑶　技術上，経済上やむをえない場合等特別の事情がある場合は，計量器を取り付けないことがあります。

31　電力および電力量の算定

⑴　発電量調整受電電力

発電量調整受電電力は，発電量調整供給の場合で，受電地点で計量された電力量の値を２倍した値とし，受電地点ごとに，30分ごとに，算定いたします。

⑵　発電量調整受電電力量

発電量調整受電電力量は，次のとおりといたします。

イ　発電量調整供給に係る発電設備等が調整電源に該当する場合，受電地点ごとに，30分ごとに，受電地点で計量された電力量といたします。

ロ　発電量調整供給に係る発電設備等が調整電源に該当しない場合，30分ごとに，受電地点で計量された電力量（受電地点が複数ある場合はその合計といたします。）といたします。

ハ　系統連系受電サービスに係る発電量調整受電電力量は，受電地点ごとに，30分ごとに，受電地点で計量された電力量といたします。

また，料金の算定期間の発電量調整受電電力量は，30分ごとの発電量調整受電電力量を，受電地点ごとに，料金の算定期間（ただし，発電契約者が受電地点を消滅させる場合は，直前の検針日から消滅日までの期間といたします。）において合計した値といたします。

⑶　発電量調整受電計画電力

発電量調整受電計画電力は，⑷の発電量調整受電計画電力量の値を２倍した値とし，30分ごとに算定いたします。

⑷　発電量調整受電計画電力量

発電量調整受電計画電力量は，次のとおりといたします。

イ　発電量調整供給に係る発電設備等が調整電源に該当する場合，受電地点ごとに当社が発電契約者から受電する電気の30分ごとの電力量の計画値で，発電契約者があらかじめ電力広域的運営推進機関を通じて当社に通知する発電計画といたします。ただし，別表10（発電計画・調達計画・販売計画）に定める当日計画の発電計画と調達計画の合計値が30分ごとに販売計画の値と一致しない等の場合は，別表７(発電量調整受電計画電力量，接続対象計画電力量および需要抑制量調整受電計画電力量に関する取扱い)⑴のとおりといたします。

ロ　発電量調整供給に係る発電設備等が調整電源に該当しない場合，受電地点において当社が発電契約者から受電する電気の30分ごとの電力量の計画値（受電地点が複数ある場合はその合計といたします。）で，発電契約者があらかじめ電力広域的運営推進機関を通じて当社に通知する発電計画といたします。ただし，別表10（発電計画・調達計画・販売計画）に定める当日計画の発電計画と調達計画の合計値が30分ごとに販売計画の値と一致しない等の場合は，別表７（発電量調整受電計画電力量，接続対象計画電力量および需要抑制量調整受電計画電力量に関する取扱い）⑴のとおりといたします。

⑸　接続受電電力

接続受電電力は，接続供給の場合で，⑹の接続受電電力量の値を２倍した値とし，30分ごとに算定いたします。

⑹　接続受電電力量

接続受電電力量は，30分ごとの⑿の接続対象計画電力量といたします。

⑺　接続供給電力

接続供給電力は，⑻の接続供給電力量の値を２倍した値とし，供給地点ごとに，30分ごとに，算定いたします。

⑻　接続供給電力量

接続供給電力量は，供給地点ごとに，30分ごとに，供給地点で計量された電力量といたします。ただし，特別高圧で常時利用される供給地点で，高圧で21（予備送電サービス）を利用される場合には，予備送電サービスに係る接続供給電力量は，供給地点で計量された電力量を常時利用される電圧と同位の電圧にするために修正したものといたします。

また，料金の算定期間の接続供給電力量は，30分ごとの接続供給電力量を，供給地点ごとに，料金の算定期間（ただし，契約者が供給地点を消滅させる場合は，直前の検針日から消滅日までの期間といたします。）において合計した値といたします。

なお，時間帯別接続送電サービスを適用する場合の料金の算定期間の時間帯別の接続供給電力量は，時間帯ごとに，30分ごとの接続供給電力量を，供給地点ごとに，料金の算定期間（ただし，契約者が供給地点を消滅させる場合は，直前の検針日から消滅日までの期間といたします。）において合計した値といたします。ただし，19（接続送電サービス）⑶イ㈠および㈡の場合におけるその１月の夜間時間帯の接続供給電力量は，その１月の接続供給電力量からその１月の昼間時間帯の接続供給電力量を差し引いた値といたします。

⑼　接続対象電力

接続対象電力は，⑽の接続対象電力量の値を２倍した値とし，30分ごとに算定いたします。

⑽　接続対象電力量

接続対象電力量は，30分ごとに，イまたはロによって算定された値（供給地点が複数ある場合はその合計といたします。）といたします。

イ　需要場所が需要抑制バランシンググループに属さない場合または需要場所が需要抑制バランシンググループに属する場合で需要抑制契約者があらかじめ通知した⑯の需要抑制量調整受電計画電力量が零となるときは，次の式により算定された値といたします。

$$接続対象電力量＝\frac{接続供給電力量}{1－\text{損失率（32〔損失率〕に定める損失率といたします。）}}$$

ロ　需要抑制契約者があらかじめ通知した⑯の需要抑制量調整受電計画電力量が零をこえる場合は，あらかじめ定めた(ｲ)または(ﾛ)により算定された値といたします。

(ｲ)　需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量および需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量の算定方法として，⑭イを適用している場合は，次のａまたはｂによって算定された値といたします。

ａ　１ベースラインに係る需要場所を単一とする場合

(a)　当該需要場所に係る供給地点で計量された接続供給電力量を損失率で修正した値が，ベースラインを上回る場合

$$接続対象電力量＝\frac{接続供給電力量}{1－\text{損失率（32〔損失率〕に定める損失率といたします。）}}－\text{需要抑制量調整受電計画電力量}$$

(b)　当該需要場所に係る供給地点で計量された接続供給電力量を損失率で修正した値が，ベースラインと一致またはベースラインを下回り，かつ，ベースラインから需要抑制量調整受電計画電力量を差し引いた値と一致またはベースラインから需要抑制量調整受電計画電力量を差し引いた値を上回る場合

接続対象電力量＝ベースライン－需要抑制量調整受電計画電力量

(c)　当該需要場所に係る供給地点で計量された接続供給電力量を損失率で修正した値が，ベースラインから需要抑制量調整受電計画電力量を差し引いた値を下回る場合

$$接続対象電力量＝\frac{接続供給電力量}{1－\text{損失率（32〔損失率〕に定める損失率といたします。）}}$$

ｂ　１ベースラインに係る需要場所を複数とする場合

(a)　当該需要場所に係る供給地点で計量された接続供給電力量を損失

率で修正した値の合計値が，ベースラインを上回る場合

接続対象電力量
＝当該需要場所に係る(d)によって算定された値の合計値
－需要抑制量調整受電計画電力量

(b)　当該需要場所に係る供給地点で計量された接続供給電力量を損失率で修正した値の合計値が，ベースラインと一致またはベースラインを下回り，かつ，ベースラインから需要抑制量調整受電計画電力量を差し引いた値と一致またはベースラインから需要抑制量調整受電計画電力量を差し引いた値を上回る場合

接続対象電力量 ＝ ベースライン－需要抑制量調整受電計画電力量

(c)　当該需要場所に係る供給地点で計量された接続供給電力量を損失率で修正した値の合計値が，ベースラインから需要抑制量調整受電計画電力量を差し引いた値を下回る場合

接続対象電力量
＝当該需要場所に係る(d)によって算定された値の合計値

(d)　(a)および(c)にいう(d)によって算定された値とは，次の式により算定された値といたします。

$$\frac{\text{接続供給電力量}}{1 - \text{損失率（32〔損失率〕に定める損失率といたします。）}}$$

(ロ)　需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量および需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量の算定方法として，(14)ロを適用している場合は，次の式により算定された値といたします。

接続対象電力量 ＝ ベースライン－ 需要抑制量調整受電計画電力量

(11)　接続対象計画電力

接続対象計画電力は，(12)の接続対象計画電力量の値を2倍した値とし，30分ごとに算定いたします。

⑿　接続対象計画電力量

接続対象計画電力量は，30分ごとの接続対象電力量の計画値（供給地点が複数ある場合はその合計といたします。）で，契約者があらかじめ電力広域的運営推進機関を通じて当社に通知する需要想定値といたします。ただし，別表９（需要計画・調達計画・販売計画）に定める当日計画の需要想定値に対する取引計画（調達計画から販売計画を差し引いたものといたします。）が30分ごとに需要想定値と一致しない等の場合は，別表７（発電量調整受電計画電力量，接続対象計画電力量および需要抑制量調整受電計画電力量に関する取扱い）⑵のとおりといたします。

⒀　需要抑制量調整受電電力

需要抑制量調整受電電力は，⒁の需要抑制量調整受電電力量の値を２倍した値とし，30分ごとに算定いたします。

⒁　需要抑制量調整受電電力量

需要抑制量調整受電電力量は，当社が需要抑制契約者から受電する30分ごとの電力量で，需要場所ごとに，あらかじめ定めたイまたはロによって算定された値といたします。

イ　需要抑制量調整受電計画電力量を上限として，需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量および需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量を算定する場合は，次の式により算定された値といたします。

⑴　当該需要場所に係る供給地点で計量された接続供給電力量を損失率で修正した値（１ベースラインに係る需要場所を複数とする場合は，当該需要場所に係る供給地点で計量された接続供給電力量を損失率で修正した値の合計値といたします。）が，ベースラインを上回る場合

需要抑制量調整受電電力量　＝０

⑵　当該需要場所に係る供給地点で計量された接続供給電力量を損失率で修正した値（１ベースラインに係る需要場所を複数とする場合は，当該需要場所に係る供給地点で計量された接続供給電力量を損失率で修正した値の合計値といたします。）がベースラインと一致またはベースライ

ンを下回り，かつ，ベースラインから需要抑制量調整受電計画電力量を差し引いた値と一致またはベースラインから需要抑制量調整受電計画電力量を差し引いた値を上回る場合

$$\text{需要抑制量調整受電電力量} = \text{ベースライン} - \frac{\text{接続供給電力量}}{1 - \text{損失率（32〔損失率〕に定める損失率といたします。）}}$$

(ハ) 当該需要場所に係る供給地点で計量された接続供給電力量を損失率で修正した値（１ベースラインに係る需要場所を複数とする場合は，当該需要場所に係る供給地点で計量された接続供給電力量を損失率で修正した値の合計値といたします。）が，ベースラインから需要抑制量調整受電計画電力量を差し引いた値を下回る場合

需要抑制量調整受電電力量　＝　需要抑制量調整受電計画電力量

ロ　イ以外の場合は，次の式により算定された値（１ベースラインに係る需要場所を複数とする場合，ベースラインから差し引く値は，当該需要場所に係る供給地点で計量された接続供給電力量を損失率で修正した値の合計値といたします。）といたします。ただし，算定された値が負となる場合は，零といたします。

$$\text{需要抑制量調整受電電力量} = \text{ベースライン} - \frac{\text{接続供給電力量}}{1 - \text{損失率（32〔損失率〕に定める損失率といたします。）}}$$

(15) 需要抑制量調整受電計画電力

需要抑制量調整受電計画電力は，(16)の需要抑制量調整受電計画電力量の値を２倍した値とし，30分ごとに算定いたします。

(16) 需要抑制量調整受電計画電力量

需要抑制量調整受電計画電力量は，当社が需要抑制契約者から受電する電気の30分ごとの電力量の計画値で，需要場所ごとに，需要抑制契約者があらかじめ電力広域的運営推進機関を通じて当社に通知する需要抑制計画値といたします。ただし，１ベースラインに係る需要場所を複数とする場合は，当該ベースラインにもとづく需要抑制量調整受電計画電力量といたします。ま

た，別表11（需要抑制計画・調達計画・販売計画・ベースライン）に定める当日計画の調達計画が30分ごとに販売計画の値と一致しない等の場合は，別表７（発電量調整受電計画電力量，接続対象計画電力量および需要抑制量調整受電計画電力量に関する取扱い）⑶のとおりといたします。

⑰　ベースライン

ベースラインは，需要抑制量調整供給に係る需要抑制を行なわない場合の需要場所に係る供給地点で計量される接続供給電力量を損失率で修正した電力量の計画値で，需要場所ごと（15〔供給および契約の単位〕⑴イまたはロの場合は１接続送電サービスまたは１臨時接続送電サービスごとといたします。）に，需要抑制契約者があらかじめ電力広域的運営推進機関を通じて当社に通知するものといたします。ただし，需要抑制契約者が１ベースラインに係る需要場所を複数とする場合は，当該複数の需要場所に対して１ベースラインといたします。

⑱　最大連系電力等

最大連系電力等は，次のとおりといたします。

イ　低圧で受電する場合

発電量調整受電電力の最大値といたします。

ロ　高圧または特別高圧で受電する場合

30分ごとの連系電力の最大値であって，記録型等計量器により計量される値といたします。

⑲　最大需要電力等

最大需要電力等は，次のとおりといたします。

イ　低圧で供給する場合

接続供給電力の最大値といたします。

ロ　高圧または特別高圧で供給する場合

30分ごとの需要電力の最大値であって，記録型等計量器により計量される値といたします。

なお，当社が分割接続供給を行なう供給地点における，それぞれの契約

者に係る最大需要電力等は，次のとおりといたします。

㈠　15（供給および契約の単位）⑵イ㈠により当社が分割接続供給を行なう場合

非需要追随供給者に係る最大需要電力等および需要追随供給者に係る最大需要電力等は，それぞれの契約者に係る接続供給電力の最大値等といたします。

㈡　15（供給および契約の単位）⑵イ㈡により当社が分割接続供給を行なう場合

a　当該供給地点における最大需要電力等が非需要追随供給者に係る接続送電サービス契約電力または臨時接続送電サービス契約電力と一致または上回る場合

非需要追随供給者に係る最大需要電力等は，当該契約者に係る接続送電サービス契約電力または臨時接続送電サービス契約電力とし，需要追随供給者に係る最大需要電力等は，当該供給地点における最大需要電力等から，非需要追随供給者に係る接続送電サービス契約電力または臨時接続送電サービス契約電力を差し引いた値といたします。

b　当該供給地点における最大需要電力等が非需要追随供給者に係る接続送電サービス契約電力または臨時接続送電サービス契約電力を下回る場合

非需要追随供給者に係る最大需要電力等は，当該供給地点における最大需要電力等とし，需要追随供給者に係る最大需要電力等は，零といたします。

㈢　15（供給および契約の単位）⑵ロにより当社が分割接続供給を行なう場合

それぞれの契約者に係る最大需要電力等は，それぞれの契約者に係る接続供給電力の最大値等といたします。

⑳　発電量調整受電計画差対応補給電力量

発電量調整受電計画差対応補給電力量は，発電バランシンググループごと

にイまたはロによって算定された値の合計といたします。

イ　発電量調整供給に係る発電設備等が調整電源に該当する場合で，⑵イにより計量された30分ごとの発電量調整受電電力量が⑷イにより通知されたその30分における発電量調整受電計画電力量を下回るときに，30分ごとに，次の式により算定された値といたします。ただし，発電量調整受電計画差対応補給電力量の算定上，調整電源の故障等が発生した場合を除き，⑵イにかかわらず，その30分ごとの発電量調整受電計画電力量をその30分ごとの発電量調整受電電力量とみなします。

発電量調整受電計画差対応補給電力量
＝発電量調整受電計画電力量－発電量調整受電電力量

ロ　発電量調整供給に係る発電設備等が調整電源に該当しない場合は，次の⑴，⑵および⑶によって算定された値といたします。

⑴　⑵ロにより計量された30分ごとの発電量調整受電電力量が⑷ロにより通知されたその30分における発電量調整受電計画電力量を下回る場合に，30分ごとに，次の式により算定された値といたします。

発電量調整受電計画差対応補給電力量
＝発電量調整受電計画電力量－発電量調整受電電力量

⑵　次の場合で，給電指令時補給を行なったときは，発電量調整受電計画差対応補給電力量の算定上，⑵ロにかかわらず，当該発電設備等の30分ごとの発電量調整受電計画電力量を当該受電地点における30分ごとの発電量調整受電電力量とみなします。この場合，当該発電設備等の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量の算定上，当該受電地点のみによる発電バランシンググループが設定されているとみなし，その発電量調整受電計画差対応補給電力量は，30分ごとに，次の式により算定された値といたします。

発電量調整受電計画差対応補給電力量
＝発電量調整受電計画電力量－発電量調整受電電力量

a　当社が指定する要件を有する発電設備等であって別途当社と給電指令時補給電力料金に関する契約を締結する設備に対して出力の抑制を実施した場合

b　39（給電指令の実施等）⑵イの場合で，原則として30分ごとの実需給の開始時刻の１時間前以降に発電量調整供給に係る発電設備等に対してあらかじめ当社が指定した送電線１回線，変圧器１台その他の電力設備の単一故障の発生時に保護装置により行なわれるすみやかな発電抑制または発電遮断（以下「Ｎ－１電制」といいます。）を実施したとき。

c　39（給電指令の実施等）⑵ホの場合で，発電量調整供給に係る発電設備等に対して出力の抑制を実施したとき。

d　39（給電指令の実施等）⑵への場合で，ファーム電源に対して出力の抑制を実施したとき。

⑹　次の場合で，給電指令時補給を行なったときは，発電量調整受電計画差対応補給電力量の算定上，⑵ロにかかわらず，当該発電設備等の30分ごとの発電量調整受電計画電力量を当該受電地点における30分ごとの発電量調整受電電力量とみなします。この場合，当該発電設備等の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量の算定上，当該受電地点のみによる発電バランシンググループが設定されているとみなし，その発電量調整受電計画差対応補給電力量は，30分ごとに，次により算定された値といたします。

a　39（給電指令の実施等）⑵イ，ロ，ハまたはトの場合の給電指令等および39（給電指令の実施等）⑵ホの場合の給電指令等により，同時に出力の抑制を実施した場合

⑻　発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が，39（給電指令の実施等）⑵ホによる出力抑制対象電力量（39〔給電指令の実施等〕⑵ホの場合の出力の抑制に係る電力量をいいます。）を下回る場合

39（給電指令の実施等）⑵ホによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，次の式により算定された値とし，39（給電指令の実施等）⑵イ，ロ，ハまたはトによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，零といたします。

発電量調整受電計画差対応補給電力量
＝発電量調整受電計画電力量－発電量調整受電電力量

⑹　発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が，39（給電指令の実施等）⑵ホによる出力抑制対象電力量と一致または上回る場合

39（給電指令の実施等）⑵ホによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，39（給電指令の実施等）⑵ホによる出力抑制対象電力量とし，39（給電指令の実施等）⑵イ，ロ，ハまたはトによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，次の式により算定された値といたします。

発電量調整受電計画差対応補給電力量
＝発電量調整受電計画電力量
－39（給電指令の実施等）⑵ホによる出力抑制対象電力量
－発電量調整受電電力量

b　ファーム電源に対して，39（給電指令の実施等）⑵イ，ロ，ハまたはトの場合の給電指令等および39（給電指令の実施等）⑵への場合の給電指令等により，同時に出力の抑制を実施した場合

⑹　発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が，39（給電指令の実施等）⑵へによる出力抑制対象電力量（39〔給電指令の実施等〕⑵への場合の出力の抑制に係る電力量をいいます。）を下回る場合

39（給電指令の実施等）⑵へによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，次の式により算定された値とし，39（給電指令の実施等）⑵イ，ロ，ハまたはトによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，零といたします。

発電量調整受電計画差対応補給電力量
＝発電量調整受電計画電力量－発電量調整受電電力量

⑹　発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が，39（給電指令の実施等）⑵へによる出力抑制対象電力量と一致または上回る場合

39（給電指令の実施等）⑵へによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，39（給電指令の実施等）⑵へによる出力抑制対象電力量とし，39（給電指令の実施等）⑵イ，ロ，ハまたはトによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，次の式により算定された値といたします。

発電量調整受電計画差対応補給電力量
＝発電量調整受電計画電力量
－39（給電指令の実施等）⑵へによる出力抑制対象電力量
－発電量調整受電電力量

c　ノンファーム電源であり，かつ，当社が指定する要件を有する発電設備等であって別途当社と給電指令時補給電力料金に関する契約を締結する設備に対して，39（給電指令の実施等）⑵への場合の給電指令等および39（給電指令の実施等）⑵トの場合の給電指令等により，同時に出力の抑制を実施した場合

⑹　発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が，39（給電指令の実施等）⑵へによる出力抑制対象電力量を

下回る場合

39（給電指令の実施等）⑵へによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，次の式により算定された値とし，39（給電指令の実施等）⑵トによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，零といたします。

発電量調整受電計画差対応補給電力量
＝発電量調整受電計画電力量－発電量調整受電電力量

⑹　発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が，39（給電指令の実施等）⑵への出力抑制対象電力量と一致または上回る場合

39（給電指令の実施等）⑵へによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，39（給電指令の実施等）⑵への出力抑制対象電力量とし，39（給電指令の実施等）⑵トによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，次の式により算定された値といたします。

発電量調整受電計画差対応補給電力量
＝発電量調整受電計画電力量
－39（給電指令の実施等）⑵への出力抑制対象電力量
－発電量調整受電電力量

d　39（給電指令の実施等）⑵ホの場合の給電指令等および39（給電指令の実施等）⑵への場合の給電指令等により，同時に出力の抑制を実施した場合

⑻　発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が，39（給電指令の実施等）⑵への出力抑制対象電力量を下回る場合

39（給電指令の実施等）⑵へによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，次の式により算定された値とし，39（給電指令の実施等）⑵ホによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，零といたします。

発電量調整受電計画差対応補給電力量
＝発電量調整受電計画電力量－発電量調整受電電力量

⑹　発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が，39（給電指令の実施等）⑵へによる出力抑制対象電力量と一致または上回る場合

39（給電指令の実施等）⑵へによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，39（給電指令の実施等）⑵へによる出力抑制対象電力量とし，39（給電指令の実施等）⑵ホによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，次の式により算定された値といたします。

発電量調整受電計画差対応補給電力量
＝発電量調整受電計画電力量
－39（給電指令の実施等）⑵へによる出力抑制対象電力量
－発電量調整受電電力量

e　39（給電指令の実施等）⑵イ，ロ，ハまたはトの場合の給電指令等，39（給電指令の実施等）⑵ホの場合の給電指令等および39（給電指令の実施等）⑵への場合の給電指令等により，同時に出力の抑制を実施した場合

⑹　発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が，39（給電指令の実施等）⑵へによる出力抑制対象電力量を下回る場合

39（給電指令の実施等）⑵へによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，次の式により算定された値とし，39（給電指令の実施等）⑵イ，ロ，ハまたはトによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給および39（給電指令の実施等）⑵ホによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，零といたします。

発電量調整受電計画差対応補給電力量
＝発電量調整受電計画電力量－発電量調整受電電力量

⑹　発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が，39（給電指令の実施等）⑵へによる出力抑制対象電力量と一致または上回り，かつ，39（給電指令の実施等）⑵へによる出力抑制対象電力量に39（給電指令の実施等）⑵ホによる出力抑制対象電力量を加えた値を下回る場合

39（給電指令の実施等）⑵へによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，39（給電指令の実施等）⑵へによる出力抑制対象電力量とし，39（給電指令の実施等）⑵ホによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，次の式により算定された値とし，39（給電指令の実施等）⑵イ，ロ，ハまたはトによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，零といたします。

発電量調整受電計画差対応補給電力量
＝発電量調整受電計画電力量
－39（給電指令の実施等）⑵へによる出力抑制対象電力量
－発電量調整受電電力量

⑹　発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引い

た値が，39（給電指令の実施等）⑵へによる出力抑制対象電力量に39（給電指令の実施等）⑵ホによる出力抑制対象電力量を加えた値と一致または上回る場合

39（給電指令の実施等）⑵ホによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，39（給電指令の実施等）⑵ホによる出力抑制対象電力量とし，39（給電指令の実施等）⑵へによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，39（給電指令の実施等）⑵へによる出力抑制対象電力量とし，39（給電指令の実施等）⑵イ，ロ，ハまたはトによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，次の式により算定された値といたします。

発電量調整受電計画差対応補給電力量
＝発電量調整受電計画電力量
－39（給電指令の実施等）⑵ホによる出力抑制対象電力量
－39（給電指令の実施等）⑵へによる出力抑制対象電力量
－発電量調整受電電力量

⑵1 発電量調整受電計画差対応余剰電力量

発電量調整受電計画差対応余剰電力量は，発電バランシンググループごとにイまたはロによって算定された値の合計といたします。

イ 発電量調整供給に係る発電設備等が調整電源に該当する場合で，⑵イにより計量された30分ごとの発電量調整受電電力量が⑷イにより通知されたその30分における発電量調整受電計画電力量を上回るときに，30分ごとに，次の式により算定された値といたします。ただし，発電量調整受電計画差対応余剰電力量の算定上，調整電源の故障等が発生した場合を除き，⑵イにかかわらず，その30分ごとの発電量調整受電計画電力量をその30分ごとの発電量調整受電電力量とみなします。

発電量調整受電計画差対応余剰電力量

＝発電量調整受電電力量－発電量調整受電計画電力量

ロ　発電量調整供給に係る発電設備等が調整電源に該当しない場合で，⑵ロにより計量された30分ごとの発電量調整受電電力量が⑷ロにより通知されたその30分における発電量調整受電計画電力量を上回るときに，30分ごとに，次の式により算定された値といたします。ただし，当社が指定する要件を有する発電設備等であって別途当社と給電指令時補給電力料金に関する契約を締結する設備に対して出力の抑制を実施し，給電指令時補給を行なった場合，39（給電指令の実施等）⑵イの場合で，原則として30分ごとの実需給の開始時刻の１時間前以降に発電量調整供給に係る発電設備等に対してＮ－１電制を実施し，給電指令時補給を行なったとき，39（給電指令の実施等）⑵ホの場合で，発電量調整供給に係る発電設備等に対して出力の抑制を実施し，給電指令時補給を行なったときまたは39（給電指令の実施等）⑵への場合で，ファーム電源に対して出力の抑制を実施し，給電指令時補給を行なったときは，発電量調整受電計画差対応余剰電力量の算定上，⑵ロにかかわらず，当該発電設備等の30分ごとの発電量調整受電計画電力量を当該受電地点における30分ごとの発電量調整受電電力量とみなします。この場合，当該発電設備等の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量の算定上，当該受電地点のみによる発電バランシンググループが設定されているとみなし，その発電量調整受電計画差対応補給電力量の算定は，⑳ロによるものといたします。

発電量調整受電計画差対応余剰電力量

＝発電量調整受電電力量－発電量調整受電計画電力量

㉒　接続対象計画差対応補給電力量

接続対象計画差対応補給電力量は，30分ごとの接続対象電力量がその30分における接続対象計画電力量を上回る場合に，30分ごとに，次の式により算定された値といたします。ただし，接続対象計画差対応補給電力量の算定

上，調整負荷の使用に係る調整を行なった場合は，⑻にかかわらず，当該供給地点で計量された30分ごとの電力量に当社または当社の供給区域で事業を営む配電事業者が行なった電気の使用に係る調整にもとづき，その30分ごとに算定された値を加えた値を，当該供給地点におけるその30分ごとの接続供給電力量とみなし，接続対象電力量を算定いたします。

接続対象計画差対応補給電力量
＝接続対象電力量－接続対象計画電力量

⑿ 接続対象計画差対応余剰電力量

接続対象計画差対応余剰電力量は，30分ごとの接続対象電力量がその30分における接続対象計画電力量を下回る場合に，30分ごとに，次の式により算定された値といたします。ただし，接続対象計画差対応余剰電力量の算定上，調整負荷の使用に係る調整を行なった場合は，⑻にかかわらず，当該供給地点で計量された30分ごとの電力量に当社または当社の供給区域で事業を営む配電事業者が行なった電気の使用に係る調整にもとづき，その30分ごとに算定された値を加えた値を，当該供給地点におけるその30分ごとの接続供給電力量とみなし，接続対象電力量を算定いたします。

接続対象計画差対応余剰電力量
＝接続対象計画電力量－接続対象電力量

⒁ 需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量

需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量は，30分ごとの⒁の需要抑制量調整受電電力量がその30分における⒃の需要抑制量調整受電計画電力量を下回る場合に，需要抑制バランシンググループごとに，30分ごとに，次の式により算定された値の合計といたします。ただし，需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量の算定上，調整負荷の使用に係る調整を行なった場合は，⒁イまたはロにかかわらず，当該需要場所に係る接続供給電力量を損失率で修正した値が，ベースラインを上回るとき，またはベースラインを下回り，かつ，ベースラインから需要抑制量調整受電計画電力量を差し引いた

値を上回るときは，当該需要場所に係る需要抑制量調整受電計画電力量を当該需要場所に係る需要抑制量調整受電電力量とみなします。

需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量

＝需要抑制量調整受電計画電力量－需要抑制量調整受電電力量

ただし，需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量の算定方法として⑭ロを適用している場合で，30分ごとの⑭の需要抑制量調整受電電力量が零となるときは，次のとおりといたします。

$$\text{需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量} = \text{需要抑制量調整受電計画電力量} + \frac{\text{接続供給電力量}}{1 - \text{損失率（32〔損失率〕に定める損失率といたします。）}} - \text{ベースライン}$$

⑮ 需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量

需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量は，30分ごとの⑭の需要抑制量調整受電電力量がその30分における⑯の需要抑制量調整受電計画電力量を上回る場合に，需要抑制バランシンググループごとに，30分ごとに，次の式により算定された値の合計といたします。ただし，需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量の算定上，調整負荷の使用に係る調整を行なった場合は，⑭ロにかかわらず，当該需要場所に係る接続供給電力量を損失率で修正した値が，ベースラインの値から需要抑制量調整受電計画電力量を差し引いた値を下回るときは，当該需要場所に係る需要抑制量調整受電計画電力量を当該需要場所に係る需要抑制量調整受電電力量とみなします。

需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量

＝需要抑制量調整受電電力量－需要抑制量調整受電計画電力量

⑯ 定額接続送電サービスの適用を受ける場合の電力量は，別表８（電力量の協定）を基準として，あらかじめ契約者と当社との協議によって定めます。この場合，協議により定めた値を，供給地点で計量された電力量といたします。

⑰ 定額接続送電サービスの適用を受ける場合を除き，技術上，経済上やむを

えない場合等特別の事情がある場合で，計量器を取り付けないときの電力量または最大需要電力等は，別表８（電力量の協定）を基準として，あらかじめ契約者と当社との協議（分割接続供給の場合は，双方の契約者と当社との協議といたします。）によって定めます。この場合，協議により定めた値を，供給地点で計量された電力量または最大需要電力等といたします。

㉘　28（検針日）⑵または⑷の場合で，検針を行なわなかったときの電力量，最大連系電力等または最大需要電力等は，別表８（電力量の協定）を基準として，契約者または発電契約者と当社との協議（分割接続供給の場合は，双方の契約者と当社との協議といたします。）によって定めます。この場合，協議により定めた値を，受電地点または供給地点で計量された電力量，最大連系電力等または最大需要電力等といたします。

㉙　15（供給および契約の単位）⑴において，１需要場所または１発電場所につき，複数計量をもって託送供給または発電量調整供給を行なう場合で，特別の事情があるときは，その需要場所または発電場所における30分ごとの電力および電力量の算定は，計量器ごとに計量された電力および電力量をそれぞれ30分ごとに合計することがあります。

㉚　その他，電力量の算定を行なうために必要な事項については，あらかじめ契約者，発電契約者または需要抑制契約者と当社との協議（分割接続供給の場合は，双方の契約者と当社との協議といたします。）によって定めます。

㉛　分割接続供給の場合の30分ごとの供給地点で計量された電力量は，次により仕訳いたします。この場合，電力および電力量の算定上，仕訳後の電力量を供給地点で計量された電力量とみなします。

イ　15（供給および契約の単位）⑵イ㈠により当社が分割接続供給を行なう場合

㈠　供給地点で計量された電力量が通告電力量を下回る場合

原則として，非需要追随供給者に係る電力量は，供給地点で計量された電力量とし，需要追随供給者に係る電力量は，零といたします。

㈡　供給地点で計量された電力量が通告電力量と一致または上回る場合

非需要追随供給者に係る電力量は，通告電力量とし，需要追随供給者に係る電力量は，次の式によります。

需要追随供給者に係る電力量
＝供給地点で計量された電力量－通告電力量

ロ　15（供給および契約の単位）⑵イ㈡により当社が分割接続供給を行なう場合

㈠　供給地点で計量された電力量がベース電力量を下回る場合

原則として，非需要追随供給者に係る電力量は，供給地点で計量された電力量とし，需要追随供給者に係る電力量は，零といたします。

㈡　供給地点で計量された電力量がベース電力量と一致または上回る場合

非需要追随供給者に係る電力量は，ベース電力量とし，需要追随供給者に係る電力量は，次の式によります。

需要追随供給者に係る電力量
＝供給地点で計量された電力量－ベース電力量

ハ　15（供給および契約の単位）⑵ロにより当社が分割接続供給を行なう場合

それぞれの契約者の供給時間帯によって仕訳いたします。

ただし，33（料金の算定）⑿または⒀にもとづき料金の調整を行なうために，１供給地点につき，１接続送電サービスまたは１臨時接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービス料金または臨時接続送電サービス料金を算定するときには，電力および電力量の算定上，仕訳前の電力量を供給地点で計量された電力量といたします。

⒇　計量器の故障等により電力量，最大連系電力等または最大需要電力等を正しく計量できない場合には，電力量，最大連系電力等または最大需要電力等は，別表８（電力量の協定）を基準として，契約者または発電契約者と当社との協議（分割接続供給の場合は，双方の契約者と当社との協議といたしま

す。）によって定めます。この場合，協議により定めた値を，受電地点または供給地点で計量された電力量，最大連系電力等または最大需要電力等といたします。ただし，その１月の電力量の合計が計量できている場合で，30分ごとの電力量を正しく計量できないときまたは計量器の情報等を伝送することができないときは，30分ごとの電力量は，原則として，別表８（電力量の協定）⑶を基準として定め，定めた値を，受電地点または供給地点で計量された電力量といたします。

32　損　失　率

この約款で用いる損失率は，次のとおりといたします。

低圧で供給する場合	7.8 パーセント
高圧で供給する場合	4.2 パーセント
特別高圧で供給する場合	2.9 パーセント

33　料金の算定

⑴　送電サービス料金，系統連系受電サービス料金，発電量調整受電計画差対応補給電力料金，発電量調整受電計画差対応余剰電力料金，接続対象計画差対応補給電力料金，接続対象計画差対応余剰電力料金，需要抑制量調整受電計画差対応補給電力料金，需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力料金および給電指令時補給電力料金は，次の場合を除き，料金の算定期間を「１月」として算定いたします。

イ　接続供給，発電量調整供給もしくは需要抑制量調整供給を開始し，または接続供給契約，発電量調整供給契約，系統連系受電契約もしくは需要抑制量調整供給契約が消滅した場合

ロ　契約者が供給地点を新たに設定し，供給地点への接続供給を再開し，もしくは停止し，または供給地点を消滅させる場合

ハ　発電契約者が受電地点を新たに設定し，受電地点からの発電量調整供給を再開し，もしくは停止し，または受電地点を消滅させる場合

ニ　接続送電サービスの種別，臨時接続送電サービスの種別，予備送電サービスの種別，接続送電サービス契約電力，接続送電サービス契約容量，臨時接続送電サービス契約容量，臨時接続送電サービス契約電力，予備送電サービス契約電力，ピークシフト電力，契約受電電力，同時最大受電電力等を変更したことにより，料金に変更があった場合

ホ　29（料金の算定期間）⑴イの場合で供給側検針期間の日数がその供給側検針期間の始期に対応する検針の基準となる日の属する月の日数に対し，５日を上回り，または下回るとき。

ヘ　29（料金の算定期間）⑴ロの場合で供給側計量期間の日数がその供給側計量期間の始期に対応する検針の基準となる日の属する月の日数に対し，５日を上回り，または下回るとき。

ト　29（料金の算定期間）⑵イの場合で受電側検針期間の日数がその受電側検針期間の始期に対応する検針の基準となる日の属する月の日数に対し，５日を上回り，または下回るとき。

チ　29（料金の算定期間）⑵ロの場合で受電側計量期間の日数がその受電側計量期間の始期に対応する検針の基準となる日の属する月の日数に対し，５日を上回り，または下回るとき。

リ　分割接続供給を開始し，または解消したとき。

⑵　当社は，⑴ロ，ハ，ニ，ホ，ヘ，ト，チまたはリの場合は，基本料金，定額接続送電サービスの料金，予備送電サービス料金，ピークシフト割引額および系統設備効率化割引額について，次の式により日割計算をいたします。

イ　基本料金，定額接続送電サービスの料金または予備送電サービス料金を日割りする場合

$$\text{１月の該当料金} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{供給側検針期間または受電側検針期間の日数}}$$

ただし，⑴ホ，ヘ，トまたはチに該当する場合は，次の式といたします。

$$\text{１月の該当料金} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$$

ロ　ピークシフト割引額または系統設備効率化割引額を日割りする場合

$$1\text{月の該当割引額} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{供給側検針期間または受電側検針期間の日数}}$$

ただし，⑴ホ，ヘ，トまたはチに該当する場合は，次の式といたします。

$$1\text{月の該当割引額} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$$

⑶　⑴ロの場合により日割計算をするときは，日割計算対象日数には契約者が供給地点を新たに設定する日および再開日を含み，停止日および消滅日を除きます。

また，⑴ニの場合により日割計算をするときは，変更後の料金は，変更のあった日から適用いたします。

⑷　⑴ハの場合により日割計算をするときは，日割計算対象日数には発電契約者が受電地点を新たに設定する日および再開日を含み，停止日および消滅日を除きます。

また，⑴ニの場合により日割計算をするときは，変更後の料金は，変更のあった日から適用いたします。

⑸　契約者が供給地点を新たに設定し，もしくは供給地点を消滅させる場合，または発電契約者が受電地点を新たに設定し，もしくは受電地点を消滅させる場合の⑵イおよびロにいう供給側検針期間または受電側検針期間の日数は，次のとおりといたします。

イ　供給地点または受電地点を新たに設定した場合

供給地点または受電地点を新たに設定した日の直前のその供給地点または受電地点の属する検針区域の検針日から，その供給地点または受電地点を新たに設定した直後の検針日の前日までの日数といたします。

ロ　供給地点または受電地点を消滅させる場合

消滅日の直前の検針日から，当社が次回の検針日として契約者または発電契約者にあらかじめお知らせした日の前日までの日数といたします。

⑹　定額接続送電サービスの適用を受ける場合または31（電力および電力量の

算定）⑵の場合は，契約者が供給地点を新たに設定し，または供給地点を消滅させるときの⑵イおよびロにいう供給側検針期間の日数は，⑸に準ずるものといたします。この場合，⑸にいう検針日は，その供給地点の属する検針区域の検針日とし，当社が次回の検針日として契約者にあらかじめお知らせした日は，消滅日の直後のその供給地点の属する検針区域の検針日といたします。

⑺　29（料金の算定期間）⑴ロの場合は，⑵イおよびロにいう供給側検針期間の日数は，供給側計量期間の日数といたします。ただし，契約者が供給地点を新たに設定し，または供給地点を消滅させる場合の⑵イおよびロにいう供給側検針期間の日数は，⑸に準ずるものといたします。この場合，⑸にいう検針日は，計量日といたします。

⑻　29（料金の算定期間）⑵ロの場合は，⑵イおよびロにいう受電側検針期間の日数は，受電側計量期間の日数といたします。ただし，発電契約者が受電地点を新たに設定し，または受電地点を消滅させる場合の⑵イおよびロにいう受電側検針期間の日数は，⑸に準ずるものといたします。この場合，⑸にいう検針日は，計量日といたします。

⑼　契約者が供給地点を新たに設定し，もしくは供給地点を消滅させる場合，または発電契約者が受電地点を新たに設定し，もしくは受電地点を消滅させる場合の⑵イおよびロにいう暦日数は，次のとおりといたします。

イ　供給地点または受電地点を新たに設定した場合

その供給地点または受電地点の属する検針区域の検針の基準となる日（その供給地点または受電地点を新たに設定した日が含まれる供給側検針期間または受電側検針期間の始期に対応するものといたします。）の属する月の日数といたします。

ロ　供給地点または受電地点を消滅させる場合

その供給地点または受電地点の属する検針区域の検針の基準となる日（消滅日の前日が含まれる供給側検針期間または受電側検針期間の始期に対応するものといたします。）の属する月の日数といたします。

⑽　高圧または特別高圧で供給する場合で，力率に変更があるときは，次により基本料金を算定いたします。

イ　力率に変更を生ずるような負荷設備の変更等がある場合は，その前後の力率にもとづいて，⑵イにより日割計算をいたします。

ロ　負荷設備の変更等がない場合で，協議によって力率を変更するときは，変更の日を含むその１月から変更後の力率によります。

⑾　供給地点への接続供給または受電地点における発電量調整供給の停止期間中の料金の日割計算を行なう場合は，⑵イおよびロの日割計算対象日数は，停止期間中の日数といたします。この場合，停止期間中の日数には，接続供給または発電量調整供給を停止した日を含み，接続供給または発電量調整供給を再開した日は含みません。また，停止日に接続供給または発電量調整供給を再開する場合は，その日は停止期間中の日数には含みません。

⑿　当社が分割接続供給を行なう供給地点において，それぞれの契約者に係る接続送電サービス料金の合計と，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービス料金との間に差が生ずるときは，次のとおり接続送電サービス料金の調整を行ないます。

イ　15（供給および契約の単位）⑵イにより当社が分割接続供給を行なう場合

⑷　それぞれの契約者に係る接続送電サービス料金の合計額が，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービス料金を上回る場合は，その差額を非需要追随供給者に係る接続送電サービス料金から差し引きます。

⑷　それぞれの契約者に係る接続送電サービス料金の合計額が，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービス料金を下回る場合は，その差額を非需要追随供給者に係る接続送電サービス料金に加算いたします。

ロ　15（供給および契約の単位）⑵ロにより当社が分割接続供給を行なう場合

⑴　それぞれの契約者に係る接続送電サービス料金の合計額が，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービス料金を上回る場合は，その差額をあらかじめ定めた契約者に係る接続送電サービス料金から差し引きます。

⑵　それぞれの契約者に係る接続送電サービス料金の合計額が，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービス料金を下回る場合は，その差額をあらかじめ定めた契約者に係る接続送電サービス料金に加算いたします。

⒀　当社が分割接続供給を行なう供給地点において，それぞれの契約者に係る臨時接続送電サービス料金の合計と，１供給地点につき，１臨時接続送電サービスを適用した場合の臨時接続送電サービス料金との間に差が生ずるときは，⑿に準じて臨時接続送電サービス料金の調整を行ないます。

⒁　当社が分割接続供給を行なう供給地点において，予備送電サービスをあわせて適用し，それぞれの契約者に係る予備送電サービス料金の合計と，１供給地点につき，１予備送電サービスを適用した場合の予備送電サービス料金との間に差が生ずるときは，⑿に準じて予備送電サービス料金の調整を行ないます。

34　支払義務の発生および支払期日

⑴　日程等別料金の支払義務は，18（料金）⑴ロに定める供給側料金算定日に発生いたします。

⑵　系統連系受電サービス料金の支払義務は，18（料金）⑶ロに定める受電側料金算定日に発生いたします。

⑶　発電量調整受電計画差対応補給電力料金，発電量調整受電計画差対応余剰電力料金，接続対象計画差対応補給電力料金，接続対象計画差対応余剰電力料金，需要抑制量調整受電計画差対応補給電力料金，需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力料金および給電指令時補給電力料金の支払義務は，特別の

事情がある場合を除き，料金の算定期間の翌々月の第５営業日（営業日は当社が定めます。）に発生いたします。ただし，28（検針日）⑸の場合で，料金の算定期間の翌々月の第５営業日以降に実際に検針を行なったとき，または31（電力および電力量の算定）㉜の場合で，料金の算定期間の翌々月の第５営業日以降に電力量を協議によって定めたときは，その日といたします。

⑷　⑴の日程等別料金，⑵の系統連系受電サービス料金または⑶の料金のうち発電量調整受電計画差対応補給電力料金，接続対象計画差対応補給電力料金，需要抑制量調整受電計画差対応補給電力料金もしくは給電指令時補給電力料金は，次の場合を除き，支払義務発生日の翌日から起算して30日目の日（以下「支払期日」といいます。）までに支払っていただきます。ただし，支払義務発生日の翌日から起算して30日目の日が金融機関の休業日の場合の支払期日は翌営業日といたします。

イ　55（解約等）⑴により解約となった場合

ロ　契約者，発電契約者，発電者または需要抑制契約者が振り出しもしくは引き受けた手形または振り出した小切手について銀行取引停止処分を受ける等支払停止状態に陥った場合

ハ　契約者，発電契約者，発電者または需要抑制契約者が破産手続き開始，再生手続き開始，更生手続き開始，特別清算開始もしくはこれらに類する法的手続きの申立てを受けまたは自ら申立てを行なった場合

ニ　契約者，発電契約者，発電者または需要抑制契約者が強制執行または担保権の実行としての競売の申立てを受けた場合

ホ　契約者，発電契約者，発電者または需要抑制契約者が公租公課の滞納処分を受けた場合

ヘ　その他の理由で契約者，発電契約者，発電者または需要抑制契約者に明らかに料金の支払いの延滞が生じるおそれがあると当社が認め，その旨を当社が契約者，発電契約者，発電者または需要抑制契約者に通知した場合

⑸　契約者，発電契約者，発電者または需要抑制契約者が⑷イからヘまでのいずれかに該当する場合の支払期日は，次のとおり取り扱います。

イ　契約者，発電契約者，発電者または需要抑制契約者が⑷イからへまでのいずれかに該当することとなった日までに支払義務が発生した料金で，かつ，支払いがなされていない料金（支払期日を超過していない料金に限ります。）については，契約者，発電契約者，発電者または需要抑制契約者が⑷イからへまでのいずれかに該当することとなった日を支払期日といたします。ただし，契約者，発電契約者，発電者または需要抑制契約者が⑷イからへまでのいずれかに該当することとなった日が支払義務発生日から７日を経過していない場合には，支払義務発生日の翌日から起算して７日目を支払期日といたします。

ロ　契約者，発電契約者，発電者または需要抑制契約者が⑷イからへまでのいずれかに該当することとなった日の翌日以降に支払義務が発生する料金については，支払義務発生日の翌日から起算して７日目を支払期日といたします。

なお，⑷イからホまでのいずれかに該当する場合であっても，一定期間の支払いが遅滞なく行なわれる等，料金の支払状況から支払いの延滞が生じるおそれがないと当社が認めるときは，支払義務発生日の翌日から起算して30日目を支払期日とすることがあります。この場合，当社はその旨を契約者，発電契約者，発電者または需要抑制契約者に通知いたします。ただし，この通知をした後，料金の支払いの延滞が生じるおそれがあると当社が認める場合は，支払義務発生日の翌日から起算して７日目を支払期日とすることがあります。この場合も当社はその旨を契約者，発電契約者，発電者または需要抑制契約者に通知いたします。

⑹　当社は，⑶の料金のうち発電量調整受電計画差対応余剰電力料金，接続対象計画差対応余剰電力料金または需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力料金を，支払期日までにお支払いいたします。ただし，支払義務発生日の翌日から起算して30日目の日が金融機関の休業日の場合の支払期日は翌営業日といたします。

35　料金その他の支払方法

⑴　契約者の料金その他の支払方法は，次によります。

イ　契約者の料金および工事費負担金その他についてはそのつど，当社が指定した金融機関を通じて払い込み等により契約者から支払っていただきます。

なお，支払いにともなう費用は，契約者の負担といたします。

ロ　イの当社が指定した金融機関を通じた払い込みによる支払いは，契約者がその金融機関に払い込まれたときになされたものといたします。

ハ　料金が支払期日までに支払われない場合には，支払期日の翌日から起算して支払いの日に至るまで，料金から消費税等相当額を差し引いた金額に対して，年10パーセント（閏年の日を含む期間についても，365日当たりの割合といたします。）の延滞利息を契約者から申し受けます。

なお，消費税等相当額の単位は，１円とし，その端数は，切り捨てます。

また，延滞利息は，原則として，契約者が延滞利息の算定の対象となる料金を支払われた直後に支払義務が発生する料金とあわせて契約者から支払っていただきます。

ニ　契約者の料金は，支払義務の発生した順序で支払っていただきます。

⑵　発電契約者の料金その他の支払方法は，次によります。

イ　発電契約者の料金については毎月，工事費負担金その他についてはそのつど，当社が指定した金融機関を通じて払い込み等により発電契約者から支払っていただきます。

なお，支払いにともなう費用は，発電契約者の負担といたします。

ロ　イの当社が指定した金融機関を通じた払い込みによる支払いは，発電契約者がその金融機関に払い込まれたときになされたものといたします。

ハ　料金が支払期日までに支払われない場合には，支払期日の翌日から起算して支払いの日に至るまで，料金から消費税等相当額を差し引いた金額に対して，年10パーセント（閏年の日を含む期間についても，365日当たり

の割合といたします。）の延滞利息を発電契約者から申し受けます。

なお，消費税等相当額の単位は，１円とし，その端数は，切り捨てます。

また，延滞利息は，原則として，発電契約者が延滞利息の算定の対象となる料金を支払われた直後に支払義務が発生する料金とあわせて発電契約者から支払っていただきます。

ニ　発電契約者の料金は，支払義務の発生した順序で支払っていただきます。

⑶　発電者の料金その他の支払方法は，次によります。

イ　発電者の料金については，ロによって支払われる場合を除き，そのつど，発電者から発電契約者に支払っていただきます。支払われた料金についてはそのつど，当社が指定した金融機関を通じて払い込み等により発電契約者から当社へ引き渡していただきます。

なお，引き渡しにともなう費用は，発電契約者の負担といたします。

ロ　次の場合には，発電者の料金について，当社が指定した金融機関を通じて払い込み等により発電者から支払っていただきます。

なお，支払いにともなう費用は，発電者の負担といたします。

⑴　発電者が料金を支払期日までに発電契約者に支払われない場合

⑵　発電者の料金が発電契約者と発電者との間の電力受給に関する契約に係る料金を上回る場合で，発電契約者と発電者および発電契約者と当社のそれぞれにおいて合意がなされたとき。

⑶　その他当社が必要と認めた場合

ハ　発電者の料金について，支払いは，次のときになされたものといたします。

⑴　イの場合，発電者から発電契約者に支払われたとき。

⑵　ロの当社が指定した金融機関を通じた払い込みによる場合，発電者がその金融機関に払い込まれたとき。

ニ　料金が支払期日までに支払われない場合には，支払期日の翌日から起算

して支払いの日に至るまで，料金から消費税等相当額を差し引いた金額に対して，年10パーセント（閏年の日を含む期間についても，365日当たりの割合といたします。）の延滞利息を発電者から申し受けます。

なお，消費税等相当額の単位は，１円とし，その端数は，切り捨てます。

また，延滞利息は，原則として，発電者が延滞利息の算定の対象となる料金を支払われた直後に支払義務が発生する料金とあわせて発電者から支払っていただきます。

ホ　発電者の料金は，原則として，支払義務の発生した順序で支払っていただきます。

ヘ　この約款によって支払いを要することとなった発電者の料金，延滞利息および契約超過金以外の債務（保証金，違約金その他この約款から生ずる金銭債務をいいます。）についてはそのつど，当社が指定した金融機関を通じて払い込み等により発電者から支払っていただきます。

なお，支払いにともなう費用は，発電者の負担といたします。

⑷　需要抑制契約者の料金その他の支払方法は，次によります。

イ　需要抑制契約者の料金については毎月，当社が指定した金融機関を通じて払い込み等により需要抑制契約者から支払っていただきます。

なお，支払いにともなう費用は，需要抑制契約者の負担といたします。

ロ　イの当社が指定した金融機関を通じた払い込みによる支払いは，需要抑制契約者がその金融機関に払い込まれたときになされたものといたします。

ハ　料金が支払期日までに支払われない場合には，支払期日の翌日から起算して支払いの日に至るまで，料金から消費税等相当額を差し引いた金額に対して，年10パーセント（閏年の日を含む期間についても，365日当たりの割合といたします。）の延滞利息を需要抑制契約者から申し受けます。

なお，消費税等相当額の単位は，１円とし，その端数は，切り捨てます。

また，延滞利息は，原則として，需要抑制契約者が延滞利息の算定の対

象となる料金を支払われた直後に支払義務が発生する料金とあわせて需要抑制契約者から支払っていただきます。

ニ　需要抑制契約者の料金は，支払義務の発生した順序で支払っていただきます。

⑸　当社の料金の支払方法は，次によります。

イ　当社の料金については毎月，契約者，発電契約者または需要抑制契約者が指定する金融機関の銀行口座に払い込みによってお支払いいたします。

なお，支払いにともなう費用は，当社で負担いたします。

ロ　料金の支払いは，当社がその金融機関に払い込みしたときになされたものといたします。

ハ　当社が料金を支払期日までに支払わない場合，当社は，支払期日の翌日から起算して支払いの日に至るまで，料金から消費税等相当額を差し引いた金額に対して，年10パーセント（閏年の日を含む期間についても，365日当たりの割合といたします。）の延滞利息を契約者，発電契約者または需要抑制契約者にお支払いいたします。

なお，消費税等相当額の単位は，１円とし，その端数は，切り捨てます。

また，延滞利息は，原則として，当社が延滞利息の算定の対象となる料金をお支払いした直後に支払義務が発生する料金とあわせてお支払いいたします。

36　保　証　金

⑴　契約者の場合は，次によります。

イ　当社は，次のいずれかに該当する場合で，必要と認められるときは，契約者から，接続供給の開始もしくは再開に先だって，または供給継続の条件として，それぞれ予想月額料金の３月分に相当する金額をこえない範囲で保証金を預けていただきます。

㈠　料金の支払いの延滞があった場合

㈡　30分ごとの接続対象電力量に対する接続対象計画電力量の割合が急激

に低下したこと等によって，31（電力および電力量の算定）⑵によって算定された値が著しく大きい場合または31（電力および電力量の算定）⑵によって算定される値が著しく大きくなることが想定される場合で，接続対象計画電力量が接続対象電力量に比べて著しく不適当と認められ，40（適正契約の保持等）⑶によって当社が使用状態をすみやかに適正なものに修正するよう求めたにもかかわらず，その求めに応じていただけないとき。

(ﾊ) 新たに接続供給を開始し，または契約電力等を増加される場合

ロ　契約者は，当社があらかじめ定め，通知した期日までに保証金を預けていただきます。

ハ　保証金の預かり期間は，２年以内といたします。

ニ　当社は，接続供給契約が消滅した場合または支払いの延滞が生じた場合には，保証金を契約者の支払額に充当することがあります。

ホ　当社は，保証金について利息を付しません。

ヘ　当社は，保証金の預かり期間満了前であっても接続供給契約が消滅した場合には，保証金をお返しいたします。ただし，ニにより支払額に充当した場合は，その残額をお返しいたします。

⑵　発電契約者の場合は，次によります。

イ　当社は，料金の支払いの延滞があった発電契約者，または新たに発電量調整供給を開始される発電契約者から，発電量調整供給の開始もしくは再開に先だって，または供給継続の条件として，予想月額料金の３月分に相当する金額をこえない範囲で保証金を預けていただくことがあります。

ロ　保証金の預かり期間は，２年以内といたします。

ハ　当社は，発電量調整供給契約が消滅した場合または支払いの延滞が生じた場合には，保証金を発電契約者の支払額に充当することがあります。

ニ　当社は，保証金について利息を付しません。

ホ　当社は，保証金の預かり期間満了前であっても発電量調整供給契約が消滅した場合には，保証金をお返しいたします。ただし，ハにより支払額に

充当した場合は，その残額をお返しいたします。

⑶　発電者の場合は，次によります。

イ　当社は，料金の支払いの延滞があった発電者，新たに受電地点を設定される発電者または同時最大受電電力を増加される発電者から，系統連系受電サービスの開始もしくは再開に先だって，または系統連系受電サービス継続の条件として，予想月額料金の３月分に相当する金額をこえない範囲で保証金を預けていただくことがあります。

ロ　保証金の預かり期間は，２年以内といたします。

ハ　当社は，系統連系受電契約が消滅した場合または支払いの延滞が生じた場合には，保証金を発電者の支払額に充当することがあります。

ニ　当社は，保証金について利息を付しません。

ホ　当社は，保証金の預かり期間満了前であっても系統連系受電契約が消滅した場合には，保証金をお返しいたします。ただし，ハにより支払額に充当した場合は，その残額をお返しいたします。

⑷　需要抑制契約者の場合は，次によります。

イ　当社は，料金の支払いの延滞があった需要抑制契約者，または新たに需要抑制量調整供給を開始される需要抑制契約者から，需要抑制量調整供給の開始もしくは再開に先だって，または供給継続の条件として，予想月額料金の３月分に相当する金額をこえない範囲で保証金を預けていただくことがあります。

ロ　保証金の預かり期間は，２年以内といたします。

ハ　当社は，需要抑制量調整供給契約が消滅した場合または支払いの延滞が生じた場合には，保証金を需要抑制契約者の支払額に充当することがあります。

ニ　当社は，保証金について利息を付しません。

ホ　当社は，保証金の預かり期間満了前であっても需要抑制量調整供給契約が消滅した場合には，保証金をお返しいたします。ただし，ハにより支払額に充当した場合は，その残額をお返しいたします。

37 連 帯 責 任

１接続供給契約において契約者が複数となる場合，接続対象計画差対応補給電力料金，給電指令時補給電力料金等に係る金銭債務および接続供給契約の履行に関する事項（接続送電サービス料金，臨時接続送電サービス料金，予備送電サービス料金，契約超過金，違約金または工事費負担金等に係る金銭債務を除きます。）については，複数の契約者全員が連帯して責任を負うものといたします。

Ⅴ　供　　給

38　託送供給等の実施

⑴　接続供給の場合

イ　電力量については，次のとおりにしていただきます。

㈠　契約者は，別表９（需要計画・調達計画・販売計画）に定める翌日計画および当日計画の需要想定値が30分ごとに接続対象電力量と一致するようにしていただきます。

㈡　契約者は，別表９（需要計画・調達計画・販売計画）に定める翌日計画および当日計画の需要想定値に対する取引計画（調達計画から販売計画を差し引いたものといたします。）が30分ごとに別表９（需要計画・調達計画・販売計画）に定める翌日計画および当日計画の需要想定値と一致するようにしていただきます。

ロ　契約者は，接続供給の実施に先だち，需要計画，調達計画および販売計画を当社所定の様式により電力広域的運営推進機関を通じて当社に通知していただきます。この場合，当社は，契約者が通知した需要計画，調達計画または販売計画が不適当と認められる場合には，すみやかに適正なものに修正していただきます。

ハ　原則として，需要計画，調達計画および販売計画の通知の期限および通知の内容は別表９（需要計画・調達計画・販売計画）のとおりといたします。

ニ　15（供給および契約の単位）⑵イ㈠により当社が分割接続供給を行なう場合，９（検討および契約の申込み）⑷イ㈢ｃの契約者は，分割接続供給の実施に先だち，通告電力量を当社所定の様式により電力広域的運営推進機関を通じて当社に通知していただきます。

なお，通知の期限はあらかじめ双方の契約者と当社との協議によって定めます。

また，当社は，契約者が通知した通告電力量が不適当と認められる場合

には，すみやかに適正なものに修正していただきます。

ホ　契約者は，当社が系統運用上の必要に応じてハに定める内容以外の計画を求めた場合には，すみやかに，原則として電力広域的運営推進機関を通じて，当社に通知していただきます。

ヘ　契約者がロもしくはホで通知した計画またはニで通知した通告電力量を変更する必要が生じた場合には，すみやかに，原則として電力広域的運営推進機関を通じて，当社に通知していただきます。

ト　当社は，電気の需給状況，供給設備の状況その他によって，契約者から通知された計画の調整を行なうことがあります。

チ　当社は，系統運用上の制約その他によって，低圧で供給する場合を除き，契約者または需要者に給電指令を行なうことがあります。この場合，契約者および需要者は当社の給電指令にしたがっていただきます。

なお，当社は，39（給電指令の実施等）および78（保安等に対する発電者および需要者の協力）⑷に定める事項その他系統運用上必要な事項について，需要者と別途申合書を作成いたします。

⑵　振替供給の場合

イ　契約者は，当社が系統運用上の必要に応じて当社が指定する計画を求めた場合は，すみやかに，原則として電力広域的運営推進機関を通じて，当社に通知していただきます。

ロ　契約者がイで通知した計画を変更する必要が生じた場合には，すみやかに，原則として電力広域的運営推進機関を通じて，当社に通知していただきます。

ハ　当社は，系統運用上の制約その他によって，契約者に給電指令を行なうことがあります。この場合，契約者は当社の給電指令にしたがっていただきます。

⑶　発電量調整供給の場合

イ　電力量については，次のとおりにしていただきます。

⑴　発電契約者は，別表10（発電計画・調達計画・販売計画）に定める翌

日計画および当日計画の発電計画と調達計画の合計値が30分ごとに販売計画の値と一致するようにしていただきます。

㈡　発電契約者は，発電量調整受電電力量を，30分ごとに別表10（発電計画・調達計画・販売計画）に定める翌日計画および当日計画の発電計画と一致するようにしていただきます。

ロ　発電契約者は，発電量調整供給の実施に先だち，発電計画，調達計画および販売計画を当社所定の様式により電力広域的運営推進機関を通じて当社に通知していただきます。この場合，当社は，発電契約者が通知した発電計画，調達計画または販売計画が不適当と認められる場合には，すみやかに適正なものに修正していただきます。

ハ　原則として，発電計画，調達計画および販売計画の通知の期限および通知の内容は別表10（発電計画・調達計画・販売計画）のとおりといたします。

ニ　発電契約者は，当社が系統運用上の必要に応じてハに定める内容以外の計画を求めた場合は，すみやかに，原則として電力広域的運営推進機関を通じて，当社に通知していただきます。

ホ　当社は，供給設備の状況その他によって，発電契約者から通知された計画の調整を行なうことがあります。

ヘ　発電契約者は，受電地点において他の発電量調整供給等と同一計量する場合は，発電者と協議のうえ，原則として，ロの発電計画の通知にあわせて，受電地点において計量される電力量の仕訳に係る順位を電力広域的運営推進機関を通じて当社に通知していただきます。

ト　発電契約者がロもしくはニで通知した計画またはヘで通知した順位を変更する必要が生じた場合には，すみやかに，原則として電力広域的運営推進機関を通じて，当社に通知していただきます。

なお，発電契約者が希望される場合で，運用方法の基本事項等について当社が確認できるときには，あらかじめ定めた発電場所について，別表10（発電計画・調達計画・販売計画）に定める当日計画を変更するときに限

り，発電者を通じてこの変更を行なうことができます。この場合，当社は，あらかじめ発電契約者および発電者と協議のうえ必要な事項について別途申合書を作成いたします。

チ　当社は，系統運用上の制約その他によって，低圧で受電する場合を除き，発電契約者または発電者に給電指令を行なうことがあります。この場合，発電契約者および発電者は当社の給電指令にしたがっていただきます。

なお，当社は，39（給電指令の実施等）および78（保安等に対する発電者および需要者の協力）⑷に定める事項その他系統運用上必要な事項について，発電者と別途申合書を作成いたします。

⑷　需要抑制量調整供給の場合

イ　電力量については，次のとおりにしていただきます。

㈠　需要抑制契約者は，別表11（需要抑制計画・調達計画・販売計画・ベースライン）に定める翌日計画および当日計画の調達計画が30分ごとに販売計画の値と一致するようにしていただきます。

㈡　需要抑制契約者は，需要抑制量調整受電電力量を，30分ごとに別表11（需要抑制計画・調達計画・販売計画・ベースライン）に定める翌日計画および当日計画の需要抑制計画と一致するようにしていただきます。

ロ　需要抑制契約者は，需要抑制量調整供給の実施に先だち，需要抑制計画，調達計画，販売計画およびベースラインを当社所定の様式により電力広域的運営推進機関を通じて当社に通知していただきます。この場合，当社は，需要抑制契約者が通知した需要抑制計画，調達計画，販売計画およびベースラインが不適当と認められる場合には，すみやかに適正なものに修正していただきます。

ハ　原則として，需要抑制計画，調達計画，販売計画およびベースラインの通知の期限および通知の内容は別表11（需要抑制計画・調達計画・販売計画・ベースライン）のとおりといたします。

ニ　需要抑制契約者は，当社が系統運用上の必要に応じてハに定める内容以

外の計画を求めた場合は，すみやかに，原則として電力広域的運営推進機関を通じて，当社に通知していただきます。

ホ　当社は，供給設備の状況その他によって，需要抑制契約者から通知された計画の調整を行なうことがあります。

ヘ　需要抑制契約者は，需要抑制を行なう需要場所において他の需要抑制量調整供給とあわせて需要抑制を行なう場合は，需要者と協議のうえ，ロの需要抑制計画の通知にあわせて，需要抑制量調整受電電力量の仕訳に係る順位を電力広域的運営推進機関を通じて当社に通知していただきます。

ト　需要抑制契約者がロもしくはニで通知した計画またはヘで通知した順位を変更する必要が生じた場合には，すみやかに，原則として電力広域的運営推進機関を通じて，当社に通知していただきます。

39　給電指令の実施等

⑴　当社は，系統運用上の制約その他によって必要な場合には，38（託送供給等の実施）⑶ホにかかわらず，発電者に定期検査または定期補修の時期を変更していただくことがあります。

⑵　当社は，低圧で受電または供給する場合を除き，次のときには，契約者，発電契約者，発電者または需要者に給電指令を行ない，発電者の発電もしくは放電または需要者の電気の使用を制限し，もしくは中止し，または振替供給もしくは発電量調整供給の全部もしくは一部を中止することがあります。ただし，緊急やむをえない場合は，当社は，給電指令を行なうことなく，発電者の発電もしくは放電または需要者の電気の使用を制限し，もしくは中止し，または振替供給もしくは発電量調整供給の全部もしくは一部を中止することがあります。

イ　当社が維持および運用する供給設備（当社が使用権を有する設備を含みます。）に故障が生じ，または故障が生ずるおそれがある場合

ロ　当社が維持および運用する供給設備（当社が使用権を有する設備を含みます。）の点検，修繕，変更その他の工事上やむをえない場合

ハ　系統全体の需要が大きく低下し，調整電源による対策の実施にもかかわ

らず，原子力発電または水力発電を抑制する必要が生じた場合

ニ　振替供給の場合で，当社の供給区域内の需要に対する電気の供給に支障が生じ，または支障が生ずるおそれがあるとき。

ホ　イおよびロ以外の場合で，送電設備および変電設備で構成される電力系統のうち，当社の供給区域における最上位電圧から２階級の送電設備および変電設備で構成される電力系統ならびに当社が指定した電力系統（以下「基幹系統」といいます。）における電気の潮流が系統安定度等にもとづき算定される運用可能な容量を超過し，または超過するおそれがあり，発電設備等の出力を抑制する必要が生じたとき。

ヘ　イおよびロ以外の場合で，送電設備および変電設備で構成される電力系統のうち，基幹系統および当社以外の一般送配電事業者との会社間連系点に至る供給設備以外の電力系統（以下「ローカル系統」といいます。）における電気の潮流が系統安定度等にもとづき算定される運用可能な容量を超過し，または超過するおそれがあり，発電設備等の出力を抑制する必要が生じたとき。

ト　その他電気の需給上または保安上必要がある場合

⑶　当社は，低圧で受電または供給する場合で，⑵イ，ロ，ホ，ヘまたはトのときには，発電者の発電もしくは放電または需要者の電気の使用を制限し，もしくは中止し，または振替供給もしくは発電量調整供給の全部もしくは一部を中止することがあります。

なお，この場合には，当社は，あらかじめその旨を広告その他によって発電者または需要者にお知らせいたします。ただし，緊急やむをえない場合は，この限りではありません。

⑷　当社は，接続供給において，受電地点を会社間連系点とする電気に係る振替供給契約にもとづく給電指令等により，原則として30分ごとの実需給の開始時刻の１時間前以降に当該振替供給等の全部または一部を中止された場合（会社間連系点等における電気の潮流が系統安定度等にもとづき算定される運用可能な容量を超過することにともなう場合に限ります。）は，供給地点

における電気の供給に系統運用上の制約がある場合を除き，当該振替供給等の中止の解除までの間，これにより生じた小売電気事業，特定送配電事業または自己等への電気の供給の用に供する電気の不足電力の補給にあてるための電気を供給いたします。

⑸　当社は，発電量調整供給において，⑵イ，ロ，ホ，ヘまたはトの場合で，給電指令等により，原則として30分ごとの実需給の開始時刻の１時間前以降に発電者の発電もしくは放電を制限し，または中止したときは，供給地点における電気の供給に系統運用上の制約がある場合を除き，当該発電もしくは放電の制限または中止の解除までの間，これにより生じた小売電気事業，特定送配電事業または自己等への電気の供給の用に供する電気の不足電力の補給にあてるための電気を供給いたします。ただし，発電量調整供給に係る発電設備等が調整電源に該当する場合（当該発電設備等に故障等が生じたときを除きます。）は適用いたしません。

⑹　当社は，発電量調整供給において，⑵ハの場合で，給電指令等により，原則として30分ごとの実需給の開始時刻の１時間前以降に発電者の発電もしくは放電を制限し，または中止したときは，当該発電もしくは放電の制限または中止の解除までの間，これにより生じた小売電気事業，特定送配電事業または自己等への電気の供給の用に供する電気の不足電力の補給にあてるための電気を供給いたします。ただし，発電量調整供給に係る発電設備等が調整電源に該当する場合（当該発電設備等に故障等が生じたときを除きます。）は適用いたしません。

⑺　当社は，⑵または⑶によって，発電者の発電もしくは放電または需要者の電気の使用を制限し，または中止した場合，これにともなう料金の減額は行ないません。

⑻　21（予備送電サービス）の使用を制限し，または中止した場合，これにともなう料金の減額は行ないません。

⑼　当社は，⑵イの場合で，発電量調整供給に係る発電設備等に対してＮ－１電制を実施したときは，これにより生じた小売電気事業，特定送配電事業ま

たは自己等への電気の供給の用に供する電気の不足電力量（以下「Ｎ－１電制時調達不足電力量」といいます。）の調達に要した費用の実費相当額に，Ｎ－１電制が実施された発電設備等を再度起動するために要した燃料費等の費用の実費を加えた金額から，Ｎ－１電制が実施されなかったとしたときにその発電設備等がＮ－１電制時調達不足電力量を発電または放電するのに要したであろう費用に相当する金額を差し引いた金額について，電力広域的運営推進機関が認める範囲においてＮ－１電制オペレーション費用として発電契約者にお支払いいたします。

40　適正契約の保持等

⑴　当社は，契約者，発電契約者，発電者または需要抑制契約者との接続供給契約，振替供給契約，発電量調整供給契約，系統連系受電契約または需要抑制量調整供給契約が使用状態，発電・放電状態または需要抑制状態に比べて不適当と認められる場合には，その契約をすみやかに適正なものに変更していただきます。

⑵　当社は，発電量調整受電電力が契約受電電力または同時最大受電電力をこえる場合等，発電契約者との発電量調整供給契約が発電・放電状態に比べて不適当と認められるときには，その契約受電電力または同時最大受電電力をすみやかに適正なものに変更していただきます。

⑶　当社は，31（電力および電力量の算定）㉒もしくは㉓によって算定された値が著しく大きい場合，31（電力および電力量の算定）⑳イもしくは㉑イによって算定された値が著しく大きい場合，31（電力および電力量の算定）⑳ロもしくは㉑ロによって算定された値が著しく大きい場合（いずれの場合も，給電指令時補給電力量として算定された値を除きます。），31（電力および電力量の算定）㉔もしくは㉕によって算定された値が著しく大きい場合または31（電力および電力量の算定）⑰のベースラインもしくは分割接続供給における通告電力量が著しく不適当と認められる場合等，契約者との接続供給契約に比べて使用状態が不適当と認められる場合，発電契約者との発電量調整供給契約に比べて発電・放電状態が不適当と認められる場合

または需要抑制契約者との需要抑制量調整供給契約に比べて需要抑制状態が不適当と認められる場合には，使用状態，発電・放電状態または需要抑制状態をすみやかに適正なものに修正していただきます。

41　契約超過金

⑴　契約者が接続送電サービス契約電力，臨時接続送電サービス契約電力または予備送電サービス契約電力をこえて電気を使用された場合には，当社の責めとなる理由による場合を除き，当社は，契約超過電力に19（接続送電サービス）もしくは20（臨時接続送電サービス）の該当基本料金率または21（予備送電サービス）の該当料金率を乗じてえた金額をその１月の力率により割引または割増ししたもの（ただし，予備送電サービス契約電力をこえて電気を使用された場合は，力率による割引または割増しをいたしません。）の1.5倍に相当する金額を，契約超過金として契約者から申し受けます。

なお，この場合，契約超過電力とは，その１月の最大需要電力等から接続送電サービス契約電力，臨時接続送電サービス契約電力または予備送電サービス契約電力を差し引いた値といたします。

また，当社が分割接続供給を行なう供給地点において，いずれかの契約者が接続送電サービス契約電力，臨時接続送電サービス契約電力または予備送電サービス契約電力をこえて電気を使用された場合は，それぞれの契約者に係る接続送電サービス，臨時接続送電サービスまたは予備送電サービスにおける契約超過金とあわせて，33（料金の算定）⑿，⒀または⒁にもとづき料金の調整を行なうために，１供給地点につき，１接続送電サービス，１臨時接続送電サービスまたは１予備送電サービスを適用したときの契約超過金を算定し，それぞれの契約者に係る接続送電サービス，臨時接続送電サービスまたは予備送電サービスにおける契約超過金の合計と，１供給地点につき，１接続送電サービス，１臨時接続送電サービスまたは１予備送電サービスを適用した場合における契約超過金との間に差が生ずるときは，33（料金の算定）⑿，⒀または⒁に準じて契約超過金の調整を行ないます。

⑵　発電者が同時最大受電電力をこえて発電または放電された場合には，当社

の責めとなる理由による場合を除き，当社は，契約超過受電電力に系統連系受電サービスの基本料金率を乗じてえた金額の1.5倍に相当する金額を，契約超過金として発電者から申し受けます。

なお，この場合，契約超過受電電力は，次によって受電地点ごとに，発電バランシンググループごとに定めます。

イ　発電場所が１発電バランシンググループに属している場合

㈠　同時最大受電電力が発電設備等に係る供給地点の接続送電サービス契約電力（発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は，１接続送電サービスを適用したときのその１月の接続送電サービス契約電力といたします。）を上回る場合または発電設備等に係る供給地点において電灯定額接続送電サービスが適用されている場合

その１月の最大連系電力等から同時最大受電電力を差し引いた値といたします。

㈡　同時最大受電電力が発電設備等に係る供給地点の接続送電サービス契約電力（発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は，１接続送電サービスを適用したときのその１月の接続送電サービス契約電力といたします。）を下回る場合

その１月の最大連系電力等から発電設備等に係る供給地点の接続送電サービス契約電力（発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は，１接続送電サービスを適用したときのその１月の接続送電サービス契約電力といたします。）を差し引いた値といたします。ただし，差し引いた値が零を下回る場合は，契約超過金を申し受けません。

ロ　発電場所が複数の発電バランシンググループに属している場合

㈠　同時最大受電電力が発電設備等に係る供給地点の接続送電サービス契約電力（発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は，１接続送電サービスを適用したときのその１月の接続送電サービス契約電力といたします。）を上回る場合または発電設備等に係る

供給地点において電灯定額接続送電サービスが適用されている場合

発電バランシンググループごとの契約超過受電電力は，その１月の最大連系電力等を契約受電電力の比であん分してえた値から同時最大受電電力を契約受電電力の比であん分してえた値を差し引いた値といたします。

㈡　同時最大受電電力が発電設備等に係る供給地点の接続送電サービス契約電力（発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は，１接続送電サービスを適用したときのその１月の接続送電サービス契約電力といたします。）を下回る場合

発電バランシンググループごとの契約超過受電電力は，その１月の最大連系電力等を契約受電電力の比であん分してえた値から発電設備等に係る供給地点のその１月の接続送電サービス契約電力（発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は，１接続送電サービスを適用したときのその１月の接続送電サービス契約電力といたします。）を契約受電電力の比であん分してえた値を差し引いた値といたします。ただし，差し引いた値が零を下回る場合は，契約超過金を申し受けません。

ハ　イおよびロにおいて，契約超過受電電力の算定上，次のものについても接続送電サービス契約電力１キロワットとみなします。

㈠　臨時接続送電サービス契約電力（発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は，１臨時接続送電サービスを適用したときの臨時接続送電サービス契約電力といたします。）１キロワット

㈡　接続送電サービス契約容量または臨時接続送電サービス契約容量１キロボルトアンペア

㈢　電灯臨時定額接続送電サービスにおける契約負荷設備の総容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，各契約負荷設備ごとに別表４〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）１キロボルトアンペア

ただし，電灯臨時定額接続送電サービスにおける契約負荷設備の総容量の端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。

㈡　附則２（揚水発電設備等が設置された需要場所に接続供給を行なう場合の特別措置）の適用を受けている場合の接続供給課金対象電力（揚水発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は，１接続送電サービスまたは１臨時接続送電サービスを適用したときの接続供給課金対象電力といたします。）１キロワット

⑶　契約超過金の支払期日および支払方法については，次のとおりといたします。

イ　契約者の場合

契約電力をこえて電気を使用された月の検針日が供給側料金算定日となる日程等別料金（該当する日程等別料金がない場合は，供給側料金算定日が直後の日程等別料金といたします。）の支払期日までに，原則として，その日程等別料金とあわせて支払っていただきます。

ロ　発電者の場合

同時最大受電電力をこえて発電または放電された月の検針日が受電側料金算定日となる系統連系受電サービス料金（該当する系統連系受電サービス料金がない場合は，受電側料金算定日が直後の系統連系受電サービス料金といたします。）の支払期日までに，原則として，その系統連系受電サービス料金とあわせて支払っていただきます。

42　力率の保持

⑴　低圧で供給する場合

イ　接続供給における供給地点ごとの力率は，原則として，電灯定額接続送電サービス，電灯標準接続送電サービス，電灯時間帯別接続送電サービス，電灯従量接続送電サービス，電灯臨時定額接続送電サービスまたは電灯臨時接続送電サービスの適用を受ける供給地点については90パーセント以上，その他の供給地点については85パーセント以上に保持していただきます。

ロ　進相用コンデンサを取り付ける場合は，それぞれの電気機器ごとに取り付けていただきます。ただし，やむをえない事情によって，２以上の電気機器に対して一括して取り付ける場合は，進相用コンデンサの開放により，軽負荷時の力率が進み力率とならないようにしていただきます。

なお，進相用コンデンサは，別表12（進相用コンデンサ取付容量基準）を基準として取り付けていただきます。

⑵　高圧または特別高圧で供給する場合

イ　接続供給における供給地点ごとの力率は，原則として85パーセント以上に保持していただきます。

なお，軽負荷時には進み力率とならないようにしていただきます。

ロ　当社は，技術上必要がある場合には，進相用コンデンサの開閉をお願いすることおよび接続する進相用コンデンサ容量を協議させていただくことがあります。

なお，この場合の当該供給地点の１月の力率は，必要に応じて契約者と当社との協議（分割接続供給の場合は，双方の契約者と当社との協議といたします。）によって定めます。

43　発電場所および需要場所への立入りによる業務の実施

当社は，次の業務を実施するため，発電者の承諾をえて発電者の土地もしくは建物に，または需要者の承諾をえて需要者の土地もしくは建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合（託送供給または発電量調整供給の終了後の立入りとなる場合を含みます。）には，正当な理由がない限り，立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。

なお，発電者または需要者のお求めに応じ，係員は，所定の証明書を提示いたします。

⑴　受電地点に至るまでの当社の供給設備および供給地点に至るまでの当社の供給設備または計量器等発電場所内および需要場所内の当社の電気工作物の設計，施工（取付けおよび取外しを含みます。），改修または検査

⑵　78（保安等に対する発電者および需要者の協力）によって必要な発電者ま

たは需要者の電気工作物の検査等の業務

⑶　不正な電気の使用の防止等に必要な，発電者もしくは需要者の電気機器の試験，契約負荷設備，契約主開閉器もしくはその他電気工作物の確認もしくは検査または発電者もしくは需要者の電気の使用用途の確認

⑷　計量器の検針または計量値の確認

⑸　45（託送供給等の停止），53（契約の廃止）または55（解約等）により必要な処置

⑹　その他この約款によって，接続供給契約，振替供給契約，発電量調整供給契約および系統連系受電契約の成立，変更もしくは終了等に必要な業務または当社の電気工作物にかかわる保安の確認に必要な業務

44　託送供給等にともなう協力

⑴　発電者または需要者が次の原因等により他者の電気の使用を妨害し，もしくは妨害するおそれがある場合，または当社もしくは他の電気事業者の電気工作物に支障を及ぼし，もしくは支障を及ぼすおそれがある場合（この場合の判定は，その原因となる現象が最も著しいと認められる地点で行ないます。）には，託送供給契約については契約者の負担で，発電量調整供給契約については発電契約者の負担で，必要な調整装置または保護装置を発電場所または需要場所に施設していただくとともに，とくに必要がある場合には，託送供給契約については契約者の負担で，発電量調整供給契約については発電契約者の負担で，当社が供給設備を変更し，または専用供給設備を施設いたします。

イ　負荷等の特性によって各相間の負荷が著しく平衡を欠く場合

ロ　負荷等の特性によって電圧または周波数が著しく変動する場合

ハ　負荷等の特性によって波形に著しいひずみを生ずる場合

ニ　著しい高周波または高調波を発生する場合

ホ　その他イ，ロ，ハまたはニに準ずる場合

⑵　発電者または需要者が発電設備等を当社の供給設備に電気的に接続して使用される場合は，⑴に準じて取り扱います。

なお，この場合の料金その他の連系条件は，別に定める発電設備系統連系サービス要綱によります。

45　託送供給等の停止

⑴　契約者，発電契約者，発電者または需要者が次のいずれかに該当する場合には，当社は，託送供給または発電量調整供給を停止することがあります。

イ　契約者，発電契約者，発電者または需要者の責めとなる理由により生じた保安上の危険のため緊急を要する場合

ロ　発電場所内または需要場所内の当社の電気工作物を故意に損傷し，または亡失して，当社に重大な損害を与えた場合

ハ　62（引込線の接続）に反して，当社の電線路または引込線と発電者または需要者の電気設備との接続を行なった場合

⑵　契約者，発電契約者，発電者または需要者が次のいずれかに該当し，当社が契約者，発電契約者または発電者にその旨を警告しても改めない場合には，当社は，託送供給または発電量調整供給を停止することがあります。

イ　契約者，発電契約者，発電者または需要者の責めとなる理由により保安上の危険がある場合

ロ　電気工作物の改変等によって不正に当社の供給設備を使用，電気を使用または発電もしくは放電された場合

ハ　契約負荷設備以外の負荷設備によって電気を使用された場合

ニ　動力標準接続送電サービス，動力時間帯別接続送電サービス，動力従量接続送電サービス，動力臨時定額接続送電サービスまたは動力臨時接続送電サービスの場合で，変圧器，発電設備等その他を介して，電灯または小型機器を使用されたとき。

ホ　43（発電場所および需要場所への立入りによる業務の実施）に反して，当社の係員の立入りによる業務の実施を正当な理由なく拒否された場合

ヘ　44（託送供給等にともなう協力）によって必要となる措置を講じられない場合

⑶　契約者，発電契約者または発電者が次のいずれかに該当し，当社が契約者，

発電契約者または発電者にその改善を求めた場合で，40（適正契約の保持等）に定める適正契約への変更および適正な使用状態または発電・放電状態への修正に応じていただけないときには，当社は，託送供給または発電量調整供給を停止することがあります。

イ　接続送電サービス契約電力をこえて19（接続送電サービス）を使用される場合

ロ　臨時接続送電サービス契約電力をこえて20（臨時接続送電サービス）を使用される場合

ハ　予備送電サービス契約電力をこえて21（予備送電サービス）を使用される場合

ニ　発電量調整受電電力が契約受電電力または同時最大受電電力をこえる場合

ホ　接続供給電力の最大値が接続送電サービス契約電力に比べて著しく乖離する場合（19〔接続送電サービス〕⑶イ㈡に定める電灯従量接続送電サービス，19〔接続送電サービス〕⑶イ㈣に定める動力従量接続送電サービス，19〔接続送電サービス〕⑶ロ㈠に定める高圧従量接続送電サービスまたは19〔接続送電サービス〕⑶ハ㈠に定める特別高圧従量接続送電サービスの適用を受ける場合に限ります。）

⑷　発電者または需要者がその他この約款に反した場合には，当社は，託送供給または発電量調整供給を停止することがあります。

⑸　⑴から⑷によって託送供給または発電量調整供給を停止する場合には，当社は，当社の供給設備または発電者もしくは需要者の電気設備において，託送供給または発電量調整供給の停止のための適当な処置を行ないます。

なお，この場合には，必要に応じて発電者および需要者に協力をしていただきます。

また，停止のための適当な処置を行なう場合には，その旨を文書等により発電者または需要者にお知らせすることがあります。

46　託送供給等の停止の解除

45（託送供給等の停止）によって託送供給または発電量調整供給を停止した場合で，契約者，発電契約者，発電者または需要者がその理由となった事実を解消したときには，当社は，すみやかに託送供給または発電量調整供給を再開いたします。

47　託送供給等の停止期間中の料金

45（託送供給等の停止）によって接続供給または発電量調整供給を停止した場合には，その停止期間中については，まったく電気を使用しない場合またはまったく発電もしくは放電しない場合の月額料金を33（料金の算定）により日割計算をして，料金を算定いたします。

48　違　約　金

⑴　契約者，発電契約者，発電者または需要者が次のいずれかに該当し，そのために料金の全部または一部の支払いを免れた場合には，当社は，その免れた金額の３倍に相当する金額を，違約金として接続供給契約については契約者から，発電量調整供給契約については発電契約者から，系統連系受電契約については発電者から申し受けます。

イ　１（適用）に定める用途以外の用途に電気を使用された場合

ロ　45（託送供給等の停止）⑵ロ，ハまたはニの場合

⑵　⑴の免れた金額は，この約款に定められた供給条件にもとづいて算定された金額と，不正な使用方法または発電・放電方法にもとづいて算定された金額との差額といたします。

⑶　不正に使用した期間または不正に発電もしくは放電した期間が確認できない場合は，６月以内で当社が決定した期間といたします。

49　損害賠償の免責

⑴　11（託送供給等の開始）⑵によって託送供給または電力量調整供給の開始日を変更した場合，39（給電指令の実施等）によって発電者の発電もしくは放電または需要者の電気の使用を制限し，もしくは中止した場合，または発

電者の発電設備等に連系する当社の供給設備の事故により発電者の発電もしくは放電を制限し，または中止した場合で，それが当社の責めとならない理由によるものであるときには，当社は，契約者，発電契約者，需要抑制契約者，発電者または需要者の受けた損害について賠償の責めを負いません。

⑵ 45（託送供給等の停止）によって託送供給もしくは発電量調整供給を停止した場合または55（解約等）によって接続供給契約，振替供給契約，発電量調整供給契約，系統連系受電契約もしくは需要抑制量調整供給契約を解約した場合には，当社は，契約者，発電契約者，需要抑制契約者，発電者または需要者の受けた損害について賠償の責めを負いません。

⑶ 45（託送供給等の停止）によって停止のための適当な処置を行なう旨を文書等により発電者もしくは需要者にお知らせした場合または55（解約等）によって契約者もしくは発電契約者が55（解約等）⑴ロに該当する旨を文書等により発電者もしくは需要者にお知らせした場合には，当社は，契約者，発電契約者，需要抑制契約者，発電者または需要者の受けた損害について賠償の責めを負いません。

⑷ その他当社の責めとならない理由により事故が生じた場合には，当社は，契約者，発電契約者，需要抑制契約者，発電者または需要者の受けた損害について賠償の責めを負いません。

50 設備の賠償

契約者，発電契約者，発電者または需要者が故意または過失によって，発電場所内または需要場所内の当社の電気工作物，電気機器その他の設備を損傷し，または亡失した場合は，その設備について次の金額を託送供給契約については契約者に，発電量調整供給契約については発電契約者に賠償していただきます。

⑴ 修理可能の場合

修理費

⑵ 亡失または修理不可能の場合

帳簿価額と取替工費との合計額

Ⅵ　契約の変更および終了

51　契約の変更

⑴　接続供給契約，振替供給契約，発電量調整供給契約，系統連系受電契約または需要抑制量調整供給契約の内容に変更が生じる場合は，Ⅱ（契約の申込み）に定める新たに接続供給契約，振替供給契約，発電量調整供給契約，系統連系受電契約または需要抑制量調整供給契約を希望される場合に準じて接続供給契約，振替供給契約，発電量調整供給契約，系統連系受電契約または需要抑制量調整供給契約を変更するものとし，すみやかに当社に変更を申し出ていただきます。

⑵　契約電力等，契約受電電力または同時最大受電電力の減少を希望される場合の⑴による契約の変更は，次のとおりといたします。

ただし，当社の供給設備を同一条件で継続して利用または反復して利用されることが想定されるにもかかわらず，発電契約者から，発電設備等の検査，補修，休止等の理由により契約受電電力または同時最大受電電力の減少の申出がある場合は，正当な理由がない限り，契約受電電力または同時最大受電電力の減少はできないものといたします。

イ　契約者または発電契約者は，あらかじめ契約電力等，契約受電電力または同時最大受電電力の減少希望日を定めて，当社に申し出ていただきます。この場合，当社は，原則として，契約者または発電契約者が申し出た契約電力等，契約受電電力または同時最大受電電力の減少希望日に契約電力等，契約受電電力または同時最大受電電力を減少させるための適当な処置を行ないます。

ロ　契約電力等，契約受電電力または同時最大受電電力は，次の場合を除き，契約者または発電契約者が当社に申し出た減少希望日に減少いたします。

⑷　当社が契約者または発電契約者からの申出を減少希望日の翌日以降に受けた場合は，申出を受けた日に契約電力等，契約受電電力または同時最大受電電力が減少したものといたします。

㈡　当社の責めとならない理由（非常変災等の場合を除きます。）により契約電力等，契約受電電力または同時最大受電電力を減少させるための処置ができない場合は，契約電力等，契約受電電力または同時最大受電電力を減少させるための処置が可能となった日に減少するものといたします。

⑶　低圧で供給する場合で，需要者が小売電気事業者の変更を希望され，契約者が接続供給契約を変更するときの⑴による接続供給契約の変更は，次のとおりといたします。

イ　需要者への電気の供給を廃止される契約者は，あらかじめ当該需要者に係る供給地点への託送供給の廃止希望日を定めて，当社に申し出ていただきます。ただし，廃止申込みがロの開始申込みより先だって行なわれた場合で，当該需要者への電気の供給を新たに開始される契約者からの当該供給地点への託送供給の開始の申込みが廃止希望日の２暦日前から起算して８営業日前の日の１暦日前（記録型等計量器を取り付けている場合は廃止希望日の２暦日前から起算して１営業日前の日の１暦日前といたします。）までに行なわれなかったときには，当社は，当該廃止申込みの承諾を取り消します。

また，廃止日は，当該供給地点への電気の供給を新たに開始される契約者が当社と定めた開始日と同一の日といたします。

ロ　需要者への電気の供給を新たに開始される契約者は，あらかじめ当該需要者に係る供給地点への託送供給の開始希望日を定めて，当社に申し出ていただきます。この場合，当社は，契約者と協議のうえ開始日を定めます。ただし，開始申込みが廃止申込みより先だって行なわれた場合で，当該需要者への電気の供給を廃止される契約者からの当該供給地点への託送供給の廃止の申込みが開始希望日の２暦日前から起算して８営業日前の日の１暦日前（記録型等計量器を取り付けている場合は廃止希望日の２暦日前から起算して１営業日前の日の１暦日前といたします。）までに行なわれなかったときには，当社は，当該開始申込みの承諾を取り消します。

ハ　イおよびロにおける営業日は，当社が定めるものとし，契約者にお知らせいたします。

⑷　分割接続供給の場合で，いずれかの契約者に係る接続供給契約の内容に変更が生ずるときは，あらかじめ双方の契約者で協議のうえ，すみやかに当社に変更を申し出ていただきます。

なお，分割接続供給に係る接続供給契約の開始または変更後１年に満たない場合，９（検討および契約の申込み）⑷イ㈦ａ，ｂおよびｄの事項の変更はできないものといたします。

⑸　需要抑制量調整供給契約の場合で，需要者が電力需給に関する契約等を締結している契約者を変更されたときは，需要抑制契約者からの申出がない場合であっても，当社は，需要者の需要場所に係る需要抑制量調整供給を終了させるための処置を行なうことがあります。

なお，この場合には，当社が当該需要場所に係る需要抑制量調整供給を終了させるための処置を行なった日に需要抑制量調整供給契約は変更され，または消滅するものといたします。

⑹　混雑緩和希望者提起による系統増強プロセス（以下「混雑緩和プロセス」といいます。）により供給設備の変更を希望される場合で，発電契約者が発電量調整供給契約を変更するときの⑴による発電量調整供給契約の変更は，次のとおりといたします。

イ　事前照会の申込み

㈠　発電契約者は，混雑緩和プロセスの概要検討（以下「概要検討」といいます。）の申込みに先だち，当社所定の様式により，混雑緩和プロセスの事前照会（以下「事前照会」といいます。）の申込みをしていただきます。

㈡　当社は，原則として事前照会の申込みから２月以内に検討結果をお知らせいたします。

ロ　概要検討の申込み

㈠　発電契約者は，混雑緩和プロセス開始の申込みに先だち，当社所定の

様式により，イ㈡の検討結果をお知らせした日から２月以内に概要検討の申込みをしていただきます。

㈡　当社は，原則として概要検討の申込みから３月以内に検討結果をお知らせいたします。

㈢　当社は，１受電地点１検討につき22万円を検討料として，概要検討の申込み時に発電契約者から申し受けます。

ハ　混雑緩和プロセス開始の申込み

発電契約者が混雑緩和プロセスを希望される場合で，電力広域的運営推進機関送配電等業務指針に定める混雑緩和プロセスに関する保証金（以下「混雑緩和プロセスに関する保証金」といい，その金額は電力広域的運営推進機関業務規程に定める方法により算定いたします。）を要するときは，混雑緩和プロセスに関する保証金をお支払いいただき，ロ㈡の検討結果をお知らせした日から１月以内に混雑緩和プロセス開始の申込みをしていただきます。

なお，発電契約者が追加混雑緩和希望者の募集が開始された混雑緩和プロセスへ参加を希望される場合で，混雑緩和プロセスに関する保証金を要するときは，混雑緩和プロセスに関する保証金をお支払いいただき，募集開始日から２月以内に応募をしていただきます。

また，混雑緩和プロセスにもとづき工事費負担金補償金を定める場合は，当社と工事費負担金の補償に関する契約を締結していただきます。

52　名義の変更

合併その他の原因によって，新たな契約者，発電契約者，発電者または需要抑制契約者が，それまで託送供給または電力量調整供給を受けていた契約者，発電契約者，発電者または需要抑制契約者の当社に対する接続供給契約，振替供給契約，発電量調整供給契約，系統連系受電契約または需要抑制量調整供給契約についてのすべての権利義務を受け継ぎ，引き続き託送供給または電力量調整供給を希望される場合は，名義変更の手続きによることができます。この場合には，新たな契約者，発電契約者，発電者または需要抑制契約者は，その

旨を当社へ文書により申し出ていただきます。ただし，新たな契約者，発電契約者または発電者が，それまで託送供給を受けていた契約者の当社に対する自己等への電気の供給の用に供するための接続供給契約もしくは振替供給契約，発電量調整供給契約または系統連系受電契約についてのすべての権利義務を受け継ぎ，引き続き当該接続供給契約もしくは当該振替供給契約，当該発電量調整供給契約または当該系統連系受電契約を希望される場合は，８（契約の要件）⑴リに定める要件を満たすことを文書により証明できるときに限り，名義変更の手続きによることができます。

53　契約の廃止

⑴　契約者が接続供給契約もしくは振替供給契約を廃止しようとされる場合，発電契約者が発電量調整供給契約を廃止しようとされる場合，発電者が系統連系受電契約を廃止しようとされる場合または需要抑制契約者が需要抑制量調整供給契約を廃止しようとされる場合は，契約者，発電契約者，発電者または需要抑制契約者は，あらかじめその廃止期日を定めて，当社に通知していただきます。この場合，当社は，原則として，契約者または発電契約者から通知された廃止期日に，当社の供給設備または発電者もしくは需要者の電気設備において，託送供給または発電量調整供給を終了させるための適当な処置を行ないます。

なお，この場合には，必要に応じて発電者および需要者に協力をしていただきます。

⑵　当社の供給設備を継続して利用または反復して利用されることが想定されるにもかかわらず，発電契約者または発電者から，発電設備等の検査，補修，休止等の理由により発電量調整供給契約または系統連系受電契約の廃止の申出がある場合は，正当な理由がない限り，⑴にかかわらず，発電量調整供給契約または系統連系受電契約の廃止はできないものといたします。

⑶　接続供給契約，振替供給契約，発電量調整供給契約，系統連系受電契約または需要抑制量調整供給契約は，55（解約等）および次の場合を除き，契約者，発電契約者，発電者または需要抑制契約者が当社に通知された廃止期日

に消滅いたします。

イ　当社が契約者，発電契約者，発電者または需要抑制契約者の廃止通知を廃止期日の翌日以降に受けた場合は，通知を受けた日に接続供給契約，振替供給契約，発電量調整供給契約，系統連系受電契約または需要抑制量調整供給契約が消滅したものといたします。

ロ　当社の責めとならない理由（非常変災等の場合を除きます。）により託送供給または発電量調整供給を終了させるための処置ができない場合は，接続供給契約，振替供給契約，発電量調整供給契約または系統連系受電契約は，託送供給または発電量調整供給を終了させるための処置が可能となった日に消滅するものといたします。

⑷　分割接続供給の場合で，いずれかの契約者に係る接続供給契約を廃止しようとするときは，あらかじめ双方の契約者で協議のうえ，⑴に準じて接続供給契約の廃止を申し出ていただきます。

なお，一方の契約者に係る接続供給契約が廃止された場合，当社は，原則として，他の一方の契約者へ当該供給地点におけるすべての電気について接続供給を行なうことといたします。この場合，当該供給地点においてすべての電気について接続供給を受ける契約者は，　51（契約の変更）⑴に準じて接続供給契約を変更していただきます。

⑸　発電量調整供給契約または系統連系受電契約の場合で，発電量調整供給契約または系統連系受電契約を締結している発電場所と同一の場所である需要場所において締結している接続供給契約（発電設備等に係る供給地点の接続供給契約に限ります。）が廃止されたときは，発電契約者または発電者からの申出がない場合であっても，当社は，当該発電場所に係る発電量調整供給を終了させるための処置を行ないます。

なお，この場合には，当社が当該発電場所に係る発電量調整供給を終了させるための処置を行なった日に発電量調整供給契約および系統連系受電契約は変更され，または消滅するものといたします。

⑹　需要抑制量調整供給契約の場合で，需要者が電力需給に関する契約等を締

結している契約者が契約を廃止されたときは，需要抑制契約者からの申出がない場合であっても，当社は，需要者の需要場所に係る需要抑制量調整供給を終了させるための処置を行なうことがあります。

なお，この場合には，当社が当該需要場所に係る需要抑制量調整供給を終了させるための処置を行なった日に需要抑制量調整供給契約は変更され，または消滅するものといたします。

54　供給開始後の契約の消滅または変更にともなう料金および工事費の精算

(1)　次の場合には，当社は，接続供給契約の消滅または変更の日に料金および工事費を契約者に，発電量調整供給契約の消滅または変更の日に料金および工事費を発電契約者に，それぞれ精算していただきます。

なお，この場合は，受電地点または供給地点ごとに精算するものといたします。ただし，分割接続供給の場合は，供給地点に係る接続供給契約ごとに精算するものといたします。

イ　接続供給の場合

(イ)　低圧で供給する場合

a　契約者が接続送電サービス契約電力または接続送電サービス契約容量を新たに設定し，または増加された後１年に満たないでこれを消滅させる場合は，それまでの期間の接続送電サービス料金について，さかのぼって，新たに設定し，または増加された接続送電サービス契約電力または接続送電サービス契約容量分につき，電灯標準接続送電サービス，電灯時間帯別接続送電サービスまたは電灯従量接続送電サービスの適用を受けていた場合は該当料金の10パーセントを割増ししたものを適用し，動力標準接続送電サービス，動力時間帯別接続送電サービスまたは動力従量接続送電サービスの適用を受けていた場合は該当料金の20パーセントを割増ししたものを適用し，これにより算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。また，当社は，契約者が接続送電サービス契約電力または接続送電サービス契約容量を新たに設定し，または増加されたことにともない

新たに施設した供給設備について，75（臨時工事費）の臨時工事費として算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額を精算いたします。

なお，増加後に消滅させる場合には，それぞれの接続供給電力量は，接続送電サービス契約電力または接続送電サービス契約容量の増加分と残余分の比であん分したものといたします。

b　契約者が接続送電サービス契約電力または接続送電サービス契約容量を新たに設定し，または増加された後１年に満たないでこれを減少しようとされる場合は，それまでの期間の接続送電サービス料金について，さかのぼって，減少される接続送電サービス契約電力または接続送電サービス契約容量分につき，電灯標準接続送電サービス，電灯時間帯別接続送電サービスまたは電灯従量接続送電サービスの適用を受けていた場合は該当料金の10パーセントを割増ししたものを適用し，動力標準接続送電サービス，動力時間帯別接続送電サービスまたは動力従量接続送電サービスの適用を受けていた場合は該当料金の20パーセントを割増ししたものを適用し，これにより算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。また，当社の供給設備のうち接続送電サービス契約電力または接続送電サービス契約容量の減少に見合う部分について，75（臨時工事費）の臨時工事費として算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額を精算いたします。

なお，この場合には，それぞれの接続供給電力量は，接続送電サービス契約電力または接続送電サービス契約容量の減少分と残余分の比であん分したものといたします。

c　当社が将来の需要等を考慮して供給設備を常置する場合は，ａおよびｂにかかわらず精算いたしません。

d　電灯定額接続送電サービスの適用を受ける場合の料金および工事費の精算は，ａ，ｂおよびｃに準ずるものといたします。

㈡　高圧または特別高圧で供給する場合

a　契約者が接続送電サービス契約電力または予備送電サービス契約電力を新たに設定し，または増加された後１年に満たないでこれを消滅させる場合は，それまでの期間の接続送電サービス料金または予備送電サービス料金について，さかのぼって，新たに設定し，または増加された契約電力分につき該当料金の20パーセントを割増ししたものを適用し，これにより算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。また，当社は，契約者が接続送電サービス契約電力または予備送電サービス契約電力を新たに設定し，または増加されたことにともない新たに施設した供給設備について，75（臨時工事費）の臨時工事費として算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額を精算いたします。

なお，増加後に消滅させる場合には，それぞれの接続供給電力量は，接続送電サービス契約電力の増加分と残余分の比であん分したものといたします。

b　契約者が接続送電サービス契約電力または予備送電サービス契約電力を新たに設定し，または増加された後１年に満たないでこれを減少しようとされる場合は，それまでの期間の接続送電サービス料金または予備送電サービス料金について，さかのぼって，減少契約電力分につき該当料金の20パーセントを割増ししたものを適用し，これにより算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。また，当社の供給設備のうち接続送電サービス契約電力または予備送電サービス契約電力の減少に見合う部分について，75（臨時工事費）の臨時工事費として算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額を精算いたします。

なお，この場合には，それぞれの接続供給電力量は，接続送電サービス契約電力の減少分と残余分の比であん分したものといたしま

す。

c　分割接続供給の場合は，aおよびbにかかわらず，次のとおりといたします。

(a)　契約者が，1供給地点につき，1接続送電サービスまたは1予備送電サービスを適用した場合の接続送電サービス契約電力または予備送電サービス契約電力を新たに設定し，または増加された後1年に満たないでこれを消滅させる場合は，それまでの期間の双方の契約者に係る接続送電サービス料金または予備送電サービス料金および1供給地点につき，1接続送電サービスまたは1予備送電サービスを適用した場合の接続送電サービス料金または予備送電サービス料金について，さかのぼって，新たに設定し，または増加された契約電力分につき該当料金の20パーセントを割増ししたものを適用し，これにより算定される双方の契約者に係る料金と既に申し受けた双方の契約者に係る料金との差額を双方の契約者から申し受けます。また，当社は，契約者が，1供給地点につき，1接続送電サービスまたは1予備送電サービスを適用した場合の接続送電サービス契約電力または予備送電サービス契約電力を新たに設定し，または増加されたことにともない新たに施設した供給設備について，75（臨時工事費）の臨時工事費として算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額を，双方の契約者と当社との協議によって，一方または双方の契約者と精算いたします。

なお，増加後に消滅させる場合には，それぞれの接続供給電力量は，接続送電サービス契約電力の増加分と残余分の比であん分したものといたします。

(b)　契約者が，1供給地点につき，1接続送電サービスまたは1予備送電サービスを適用した場合の接続送電サービス契約電力または予備送電サービス契約電力を新たに設定し，または増加された後1年に満たないでこれを減少しようとされる場合は，それまでの期間の

双方の契約者に係る接続送電サービス料金または予備送電サービス料金および1供給地点につき，1接続送電サービスまたは1予備送電サービスを適用した場合の接続送電サービス料金または予備送電サービス料金について，さかのぼって，減少契約電力分につき該当料金の20パーセントを割増ししたものを適用し，これにより算定される双方の契約者に係る料金と既に申し受けた双方の契約者に係る料金との差額を双方の契約者から申し受けます。また，当社の供給設備のうち，1供給地点につき，1接続送電サービスまたは1予備送電サービスを適用した場合の接続送電サービス契約電力または予備送電サービス契約電力の減少に見合う部分について，75（臨時工事費）の臨時工事費として算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額を，双方の契約者と当社との協議によって，一方または双方の契約者と精算いたします。

なお，この場合には，それぞれの接続供給電力量は，接続送電サービス契約電力の減少分と残余分の比であん分したものといたします。

(c) (a)または(b)で料金を申し受ける場合で，それぞれの契約者に係る接続送電サービス料金の合計と，1供給地点につき，1接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービス料金との間に差が生ずるときは，33（料金の算定）⑿に準じて接続送電サービス料金の調整を行ない，それぞれの契約者に係る予備送電サービス料金の合計と，1供給地点につき，1予備送電サービスを適用した場合の予備送電サービス料金との間に差が生ずるときは，33（料金の算定）⒁に準じて予備送電サービス料金の調整を行ないます。

(ハ) 19（接続送電サービス）(2)イ(イ)によって接続送電サービス契約電力を定める契約者（19〔接続送電サービス〕(2)ニで需要者の発電設備の検査，補修または事故〔停電による停止等を含みます。〕により生じた不足電力の補給にあてるための電気の供給分以外の供給分について，19

〔接続送電サービス〕⑵イ㈠に準じて定める契約者を含みます。）が，需要場所における受電設備等を新たに設定し，または需要場所における受電設備の総容量等を増加された日以降１年に満たないで接続送電サービス契約電力を消滅させ，または19（接続送電サービス）⑵イ㈠ｃにより接続送電サービス契約電力を減少しようとされる場合は，㈠または㈡に準ずるものといたします。この場合，㈠または㈡にいう接続送電サービス契約電力を新たに設定するとは，需要場所における受電設備等を新たに設定することとし，接続送電サービス契約電力を増加するとは，需要場所における受電設備の総容量等を増加することとし，接続送電サービス契約電力を減少するとは，19（接続送電サービス）⑵イ㈠ｃにより接続送電サービス契約電力を減少することといたします。

㈡　契約者が19（接続送電サービス）⑵ニにより需要者の発電設備の検査，補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気の供給分を新たに設定し，または増加しようとされる場合で，当該不足電力の補給にあてるための電気の供給分以外の供給分を新たに設定し，または増加された後１年に満たないで当該不足電力の補給にあてるための電気の供給分以外の供給分を減少しようとされるときには，当該不足電力の補給にあてるための電気の供給分以外の供給分を新たに設定し，または増加されたことにともない新たに施設した当社の供給設備について，69（一般供給設備の工事費負担金）および70（供給地点への特別供給設備の工事費負担金）により工事費負担金として算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額を精算いたします。

ロ　発電量調整供給の場合

㈠　発電契約者が契約受電電力，同時最大受電電力または予備送電サービス契約電力を新たに設定し，または増加された後１年に満たないでこれを消滅させる場合は，新たに施設した当社の供給設備を撤去する場合の諸工費から，その撤去後の資材の残存価額を差し引いた金額を申し受

けます。

㈡　発電契約者が契約受電電力，同時最大受電電力または予備送電サービス契約電力を新たに設定し，または増加された後１年に満たないでこれを減少しようとされる場合は，当社の供給設備のうち契約受電電力，同時最大受電電力または予備送電サービス契約電力の減少に見合う部分について，新たに施設した当社の供給設備を撤去する場合の諸工費から，その撤去後の資材の残存価額を差し引いた金額を申し受けます。

⑵　発電者または需要者が当社の供給設備を同一の使用形態で利用され，利用されてからの期間が１年以上になる場合には，１年以上利用される契約電力等に見合う部分については，⑴にかかわらず精算いたしません。

なお，接続供給契約または発電量調整供給契約の消滅または変更の日以降に１年以上にならないことが明らかになった場合には，明らかになった日に⑴に準じて精算を行ないます。

⑶　非常変災等やむをえない理由による場合は，⑴にかかわらず精算いたしません。

55　解　約　等

⑴　当社は，次の場合には，接続供給契約，振替供給契約，発電量調整供給契約，系統連系受電契約または需要抑制量調整供給契約を解約することがあります。

なお，系統連系受電契約を解約した場合には，当該発電場所に係る発電量調整供給契約は変更され，または消滅するものといたします。

この場合には，その旨を文書により契約者，発電契約者，発電者または需要抑制契約者にお知らせいたします。

また，契約者，発電契約者，発電者または需要抑制契約者がロに該当する場合は，その旨を文書等により発電者，需要者または需要者と電力需給に関する契約等を締結している契約者にお知らせすることがあります。

イ　45（託送供給等の停止）によって託送供給または発電量調整供給を停止された契約者，発電契約者，発電者または需要者が当社の定めた期日まで

にその理由となった事実を解消されない場合

ロ　契約者，発電契約者，発電者または需要抑制契約者が次のいずれかに該当する場合

㈠　料金を支払期日を経過してなお支払われない場合

㈡　発電契約者と当社が，発電者の料金，延滞利息および契約超過金の支払いに関する期日をあらかじめ定めた場合で，あらかじめ定めた支払いに関する期日を経過してなお引き渡されないとき。

㈢　他の接続供給契約（既に消滅しているものを含みます。），発電量調整供給契約（既に消滅しているものを含みます。），系統連系受電契約（既に消滅しているものを含みます。）または需要抑制量調整供給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を支払期日を経過してなお支払われない場合

㈣　料金以外の債務を支払われない場合

㈤　当社と締結する他の契約（既に消滅しているものを含みます。）にもとづく料金等の金銭債務を支払われない場合

ハ　契約者，発電契約者，発電者または需要抑制契約者が次のいずれかに該当し，当社が契約者，発電契約者，発電者または需要抑制契約者にその改善を求めた場合で，40（適正契約の保持等）に定める適正契約への変更および適正な使用状態，発電・放電状態または需要抑制状態への修正に応じていただけないとき。

㈠　8（契約の要件）を欠くに至った場合

㈡　接続供給の場合で，頻繁に接続対象電力量と接続対象計画電力量との間に著しい差が生じるとき。

㈢　発電量調整供給の場合で，頻繁に発電量調整受電電力量と発電量調整受電計画電力量との間に著しい差が生じるとき。

㈣　需要抑制量調整供給の場合で，頻繁に需要抑制量調整受電電力量と需要抑制量調整受電計画電力量との間に著しい差が生じるとき。

㈤　需要抑制量調整供給の場合で，頻繁にベースラインが著しく不適当と

認められるとき。

㈡　発電量調整受電電力が契約受電電力または同時最大受電電力をこえる場合

㈢　その他この約款に反した場合

⑵　分割接続供給の場合で，一方の契約者に係る接続供給契約が⑴によって解約されたときは，当社は，原則として，他の一方の契約者へ当該供給地点におけるすべての電気について接続供給を行なうことといたします。この場合，当該供給地点においてすべての電気について接続供給を受ける契約者は，　51（契約の変更）⑴に準じて接続供給契約を変更していただきます。

⑶　需要者がその需要場所から移転され，電気を使用されていないことが明らかな場合には，契約者または需要抑制契約者からの申出がない場合であっても，当社は，当該需要場所に係る接続供給および需要抑制量調整供給を終了させるための処置を行なうことがあります。

なお，この場合には，当社が当該需要場所に係る接続供給および需要抑制量調整供給を終了させるための処置を行なった日に接続供給契約および需要抑制量調整供給契約は変更され，または消滅するものといたします。

⑷　発電者がその発電場所において，その発電場所に係る設備の保全の意思がないことまたは今後も発電もしくは放電しないことが明らかな場合には，発電契約者または発電者からの申出がない場合であっても，当社は，当該発電場所に係る発電量調整供給を終了させるための処置を行なうことがあります。

この場合，当社が当該発電場所に係る発電量調整供給を終了させるための処置を行なった日に発電量調整供給契約および系統連系受電契約は変更され，または消滅するものといたします。

⑸　発電場所が複数の発電バランシンググループに属しており，かつ，発電者の料金その他を支払期日を経過してなお支払われない場合で，系統連系受電契約を解約したときは，当該発電契約者からの申出がない場合であっても，発電量調整供給契約を変更していただくものとし，当社は，その旨を発電契約者に通知いたします。

なお，発電契約者と同一の者である発電者の場合は，当該発電契約者との発電量調整供給契約は変更され，または消滅するものといたします。

⑹　発電量調整供給契約または系統連系受電契約の場合で，発電量調整供給契約または系統連系受電契約を締結している発電場所と同一の場所である需要場所において締結している接続供給契約（発電設備等に係る供給地点の接続供給契約に限ります。また，分割接続供給の場合は，当該供給地点に係るすべての接続供給契約といたします。）が⑴によって解約されたときは，発電契約者または発電者からの申出がない場合であっても，当社は，当該発電場所に係る発電量調整供給を終了させるための処置を行ないます。

この場合，当社が当該発電場所に係る発電量調整供給を終了させるための処置を行なった日に発電量調整供給契約および系統連系受電契約は変更され，または消滅するものといたします。

56　契約消滅後の債権債務関係

接続供給契約，振替供給契約，発電量調整供給契約，系統連系受電契約または需要抑制量調整供給契約の契約期間中の料金その他の債権債務は，接続供給契約，振替供給契約，発電量調整供給契約，系統連系受電契約または需要抑制量調整供給契約の消滅によっては消滅いたしません。

Ⅶ　受電方法および供給方法ならびに工事

57　受電地点，供給地点および施設

⑴　受電地点

イ　電気の受電地点は，当社の供給設備と発電者の電気設備との接続点といたします。ただし，発電者の電気設備が当社の供給設備と電気的に接続しない場合の受電地点は，会社間連系点といたします。

ロ　受電地点は，会社間連系点を受電地点とする場合を除き，発電場所内の地点とし，当社の電線路から最短距離にある場所を基準として発電契約者と当社との協議によって定めます。ただし，次の場合には，発電契約者と当社との協議により，発電場所以外の地点を受電地点とすることがあります。

⑷　山間地，離島にある発電場所等，当社の電線路から遠隔地にあって将来においても周辺地域に他の発電設備等の設置が見込まれない発電場所から電気を受電する場合

⑷　当社の立入りが困難な発電場所から電気を受電する場合

⑷　１建物内の２以上の発電場所から電気を受電する場合で各発電場所までの電気設備が当社の管理の及ばない場所を通過することとなるとき。

⑷　59（地中引込線）⑷により地中引込線によって電気を受電する場合

⑷　その他特別の事情がある場合

⑵　供給地点

イ　接続供給の場合

⑷　供給地点は，当社の供給設備と需要者の電気設備との接続点といたします。

⑷　供給地点は，需要場所内の地点とし，当社の電線路から最短距離にある場所を基準として契約者と当社との協議によって定めます。ただし，次の場合には，契約者と当社との協議により，需要場所以外の地点を供給地点とすることがあります。

a　山間地，離島にある需要場所等，当社の電線路から遠隔地にあって将来においても周辺地域に他の需要が見込まれない需要場所に対して電気を供給する場合

b　当社の立入りが困難な需要場所に対して電気を供給する場合

c　１建物内の２以上の需要場所に電気を供給する場合で各需要場所までの電気設備が当社の管理の及ばない場所を通過することとなるとき。

d　59（地中引込線）⑷により地中引込線によって電気を供給する場合

e　その他特別の事情がある場合

ロ　振替供給の場合

供給地点は，会社間連系点といたします。

⑶　受電地点または供給地点に至るまでの供給設備は，当社の所有とし，工事費負担金または臨時工事費として申し受ける金額を除き，当社の負担で施設いたします。

なお，当社は，発電者または需要者（共同引込線による引込みで電気を受電または供給する複数の発電者または需要者を含みます。）のみのために発電者または需要者の土地または建物に支持物，引込線，変圧器，接続装置等の供給設備を施設する場合は，その施設場所を発電者または需要者から無償で提供していただきます。

⑷　付帯設備（⑶により発電者または需要者の土地もしくは建物に施設される供給設備を支持し，または収納する工作物およびその供給設備の施設上必要な発電者または需要者の建物に付合する設備をいいます。）は，原則として，託送供給のために施設する場合は，契約者の負担により，契約者で施設していただき，発電量調整供給のために施設する場合は，発電契約者の負担により，発電契約者で施設していただきます。この場合には，当社が付帯設備を無償で使用できるものといたします。

⑸　特定送配電事業を営む者が維持および運用する電線路に複数の発電場所または複数の需要場所が接続する場合の受電地点または供給地点は，⑴または

⑵に準じて契約者または発電契約者と当社との協議によって定めます。この場合，当該複数の発電場所または複数の需要場所につき，１受電地点または１供給地点といたします。

58　架空引込線

⑴　当社の電線路と発電者または需要者の電気設備との接続を引込線によって行なう場合には，原則として架空引込線によるものとし，発電者または需要者の建造物もしくは補助支持物の引込線取付点までは，当社が施設いたします。

⑵　引込線取付点は，当社の電線路の最も適当な支持物から原則として最短距離の場所であって，堅固に施設できる点を契約者または発電契約者と当社との協議によって定めます。

⑶　受電地点または供給地点から発電者または需要者の引込開閉器に至るまでの配線（以下「引込口配線」といいます。）は，託送供給のために施設する場合は，契約者の負担により，契約者で施設していただき，発電量調整供給のために施設する場合は，発電契約者の負担により，発電契約者で施設していただきます。

⑷　引込線を取り付けるため発電場所内または需要場所内に設置する引込小柱等の補助支持物は，託送供給のために施設する場合は，契約者の負担により，契約者で施設していただき，発電量調整供給のために施設する場合は，発電契約者の負担により，発電契約者で施設していただきます。この場合には，当社が補助支持物を無償で使用できるものといたします。

⑸　当社は，原則として発電者または需要者の承諾をえて，次により，発電者または需要者の引込小柱等の補助支持物を使用して他の発電者から電気を受電または他の需要者へ電気を供給することがあります。

イ　当社は，発電者または需要者の補助支持物を使用して，他の発電者または他の需要者への引込線を施設いたします。この場合，その補助支持物から最短距離の場所にある発電者または需要者の建造物または補助支持物の取付点に至るまでの引込口配線は引込線とし，その引込線および補助支持

物の管理（材料費の負担を含みます。）は当社が行ないます。また，受電地点または供給地点は，発電者または需要者へ引き込むための引込線の終端に変更いたします。

ロ　イにより当社が管理を行なう引込線または補助支持物を改修し，または撤去する場合は，当社が工事を行なうものとし，この場合に生ずる撤去材料は，原則として，発電者または需要者にお返しいたします。また，これにともない新たに施設される場合の引込線または補助支持物は，当社の所有とし，当社の負担で施設いたします。

59　地中引込線

⑴　架空引込線を施設することが法令上認められない場合または技術上，経済上もしくは地域的な事情により不適当と認められる場合で，当社の電線路と発電者または需要者の電気設備との接続を地中引込線によって行なうときには，次のイまたはロの最も当社の電源側に近い接続点までを当社が施設いたします。

イ　発電者または需要者が発電場所内または需要場所内に施設する開閉器，断路器または接続装置の接続点

ロ　当社が施設する計量器（付属装置を含みます。）または接続装置の接続点

なお，当社は，発電者または需要者の土地または建物に接続装置を施設することがあります。

⑵　⑴により当社の電線路と接続する電気設備の施設場所は，当社の電線路の最も適当な支持物または分岐点から最短距離にあり，原則として，地中引込線の施設上とくに多額の費用を要する等特別の工事を必要とせず，かつ，安全に施設できる次のいずれにも該当する場所とし，契約者または発電契約者と当社との協議によって定めます。

なお，これ以外の場合には，発電場所内または需要場所内の地中引込線は，託送供給のために施設する場合は，契約者の負担により，契約者で施設していただき，発電量調整供給のために施設する場合は，発電契約者の負担

により，発電契約者で施設していただきます。

イ　発電者または需要者の構内における地中引込線のこう長が50メートル程度以内の場所

ロ　建物の３階以下にある場所

ハ　その他地中引込線の施設上特殊な工法，材料等を必要としない場所

⑶　当社の電線路と発電者または需要者の電気設備との接続を地中引込線によって行なう場合の付帯設備は，原則として，託送供給のために施設する場合は，契約者の負担により，契約者で施設していただき，発電量調整供給のために施設する場合は，発電契約者の負担により，発電契約者で施設していただきます。この場合には，当社が付帯設備を無償で使用できるものといたします。

なお，この場合の付帯設備は，次のものをいいます。

イ　管路，暗きょ等発電者または需要者の土地または建物の壁面等に引込線をおさめるために施設される工作物（π引込みの場合のケーブルの引込みおよび引出しのために施設されるものを含みます。）

ロ　発電者または需要者の土地または建物に施設されるマンホール等

ハ　その他イまたはロに準ずる設備

⑷　接続を架空引込線によって行なうことができる場合で，契約者または発電契約者の希望によりとくに地中引込線によって行なうときには，地中引込線は，原則として，託送供給のために施設する場合は，契約者の負担により，契約者で施設していただき，発電量調整供給のために施設する場合は，発電契約者の負担により，発電契約者で施設していただきます。ただし，当社が，保安上または保守上適当と認めた場合は，⑴に準じて接続を行ないます。この場合，当社は，66（受電地点への供給設備の工事費負担金）⑵，⑷または70（供給地点への特別供給設備の工事費負担金）の工事費負担金を契約者または発電契約者から申し受けます。

60　連接引込線等

⑴　当社は，建物の密集場所等特別の事情がある場所では，連接引込線（１発電場所または１需要場所の引込線から分岐して支持物を経ないで他の発電場所の受電地点または他の需要場所の供給地点に至る引込線をいいます。）または共同引込線による引込みで電気を受電または供給することがあります。この場合，当社は，分岐装置を発電者または需要者の土地または建物に施設することがあります。

なお，発電者または需要者の電気設備との接続点までは，当社が施設いたします。

⑵　当社は，原則として発電者または需要者の承諾をえて，次により，発電者または需要者の引込口配線を使用して他の発電者から電気を受電または他の需要者へ電気を供給することがあります。

イ　当社は，発電者または需要者の引込口配線から分岐して，他の発電者または他の需要者への連接引込線を施設いたします。この場合，その引込口配線の終端までは共同引込線とし，その管理（材料費の負担を含みます。）は当社が行ないます。また，受電地点または供給地点は，当社が管理を行なう共同引込線の終端に変更いたします。

ロ　イにより当社が管理を行なう共同引込線を改修し，または撤去する場合は，当社が工事を行なうものとし，この場合に生ずる撤去材料は，原則として，発電者または需要者にお返しいたします。また，これにともない新たに施設される共同引込線は，当社の所有とし，当社の負担で施設いたします。

61　中高層集合住宅等における受電方法および供給方法

中高層集合住宅等の場合で，１建物内の２以上の発電場所または需要場所において電気を受電または供給するときには，当社は，原則として共同引込線による１引込みで電気を受電または供給いたします。

なお，技術上その他やむをえない場合は，当社は，発電者または需要者の土地または建物に変圧器等の供給設備を施設し，電気を受電または供給いたしま

す。この場合，変圧器の２次側接続点までは，当社が施設いたします。

62　引込線の接続

当社の電線路または引込線と発電者または需要者の電気設備との接続は，当社が行ないます。

なお，契約者または発電契約者の希望によって引込線の位置変更工事をする場合には，当社は，実費を契約者または発電契約者から申し受けます。

63　計量器等の取付け

⑴　料金の算定上必要な計量器，その付属装置（計量器箱，変成器，変成器の２次配線，計量器の情報等を伝送するための通信端末装置等をいいます。）および区分装置（力率測定時間を区分する装置等をいいます。）は，以下のとおりといたします。ただし，計量器の情報等を伝送するために当社が発電者または需要者の電気工作物を使用する場合の当該電気工作物は計量器の付属装置とはいたしません。

イ　接続供給電力量の計量に必要な計量器，その付属装置および区分装置は，原則として，接続送電サービス契約電力等に応じて当社が選定し，かつ，当社の所有とし，当社の負担で取り付けます。ただし，契約者の希望によって計量器の付属装置を施設する場合または変成器の２次配線等でとくに多額の費用を要する場合については，契約者の負担により，契約者で取り付けていただくことがあります。

ロ　発電量調整受電電力量の計量に必要な計量器，その付属装置および区分装置は，原則として，契約受電電力に応じて当社が選定し，かつ，当社の所有とし，当社で取り付けます。この場合，当社は，67（受電用計量器等の工事費負担金）の工事費負担金を発電契約者から申し受けます。

⑵　計量器，その付属装置および区分装置の取付位置は，適正な計量ができ，かつ，検針，検査ならびに取付けおよび取外し工事が容易な場所（低圧で受電または供給する場合，原則として屋外といたします。）とし，契約者または発電契約者と当社との協議によって定めます。

また，集合住宅等の場合で，契約者または発電契約者の希望によって計量器，その付属装置および区分装置を建物内に取り付けたときには，契約者または発電契約者と当社との協議により，あらかじめ鍵の提出等解錠に必要な協力を行なっていただくことがあります。

⑶ 計量器，その付属装置および区分装置の取付場所は，発電者または需要者から無償で提供していただきます。また，⑴により契約者または発電契約者が施設するものについては，当社が無償で使用できるものといたします。

⑷ 当社は，計量器の情報等を伝送するために発電者または需要者の電気工作物を使用することがあります。この場合には，当社が無償で使用できるものといたします。

⑸ 契約者または発電契約者の希望によって計量器，その付属装置および区分装置の取付位置を変更する場合には，当社は，実費を契約者または発電契約者から申し受けます。

⑹ 法令により発電量調整受電電力量の計量に必要な計量器，その付属装置および区分装置を取り替える場合には，当社は，低圧で受電するときを除き，実費を発電契約者から申し受けます。

64 通信設備等の施設

⑴ 給電指令上必要な保安通信電話は，契約者または発電契約者の負担により，契約者または発電契約者で施設していただきます。

⑵ 系統連系技術要件に定めるＮ－１電制の実施に必要な装置は，発電契約者で施設していただきます。

なお，施設等に要した費用の実費について，当社から発電契約者にお支払いいたします。

⑶ 給電指令上必要な給電情報伝送装置等は，原則として当社の所有とし，当社で施設いたします。この場合，当社は，67（受電用計量器等の工事費負担金）の工事費負担金を申し受けます。ただし，Ｎ－１電制の実施に必要な通信設備として施設する場合は申し受けません。

⑷ 給電情報伝送装置等の取付場所は，発電者または需要者から無償で提供し

ていただきます。

⑸　当社の通信設備と契約者または発電契約者の通信設備との接続点は，原則として発電場所内または需要場所内の地点とし，当社の通信線路が最短距離となる場所を基準として契約者または発電契約者と当社との協議によって定めます。ただし，山間地，離島にある発電場所または需要場所等，当社の電線路から遠隔地にあって将来においても周辺地域に他の発電設備等の設置が見込まれない発電場所または他の需要が見込まれない需要場所の場合，その他特別の事情がある場合は，契約者または発電契約者と当社との協議により，発電場所または需要場所以外の地点を通信設備の接続点とすることがあります。

⑹　当社の変電所等から接続点に至るまでの通信設備は，原則として当社の所有とし，工事費負担金または臨時工事費として申し受ける金額を除き，当社の負担で施設いたします。

⑺　契約者または発電契約者の希望によって通信設備の取付位置を変更する場合には，当社は，実費を契約者または発電契約者から申し受けます。

65　専用供給設備

⑴　当社は，次の場合には，契約者または発電契約者の専用設備として供給設備を施設いたします。この場合，受電地点への供給設備については，66（受電地点への供給設備の工事費負担金）⑵または⑷の工事費負担金を，供給地点への供給設備については70（供給地点への特別供給設備の工事費負担金）の工事費負担金を申し受けます。

イ　契約者または発電契約者がとくに希望され，かつ，当社が適当と認める場合

ロ　44（託送供給等にともなう協力）の場合

ハ　発電者もしくは需要者の施設の保安上の理由，または発電場所，需要場所およびその他周囲の状況から将来においても他に当該供給設備の使用が見込まれない等の事情により，特定の契約者または発電契約者のみが使用されることになる供給設備を専用供給設備として施設することが適当と認

められる場合

⑵ ⑴の専用設備は，原則として，受電地点から当該受電地点に最も近い変電所（専ら当該受電地点への事故波及の防止を目的として施設される変電所を除きます。）までの電線路または供給地点から供給地点に最も近い変電所までの電線路（配電盤，継電器およびその変電所の受電電圧もしくは供給電圧と同位電圧の母線側断路器またはこれに相当する接続点までを含みます。）に限ります。ただし，特別の事情がある場合は，受電電圧または供給電圧と同位の電線路およびこれに接続する変圧器（１次電圧側線路開閉器を含みます。）とすることがあります。

⑶ ⑵において，開閉所および蓄電所は，変電所とみなします。

⑷ ⑴および⑵において，受電地点とは会社間連系点以外の受電地点をいい，供給地点とは会社間連系点以外の供給地点をいいます。

⑸ 当社は，供給設備を２以上の契約者または発電契約者が共用する専用供給設備とすることがあります。ただし，⑴イの場合は，次に該当する場合で，いずれの契約者または発電契約者にも承諾をいただいたときに限ります。

イ　２以上の契約者または発電契約者が同時に申込みをされる場合で，いずれの契約者または発電契約者も，専用供給設備から電気を受電または供給することを希望されるとき。

ロ　契約者または発電契約者が，既に施設されている専用供給設備から電気を受電または供給することを希望される場合

Ⅷ　工事費の負担

66　受電地点への供給設備の工事費負担金

⑴　受電側接続設備の工事費負担金

イ　発電契約者が新たに発電量調整供給を開始し，または契約受電電力を増加される場合で，これにともない新たに受電側接続設備（専用供給設備および予備供給設備を除きます。）を施設するときには，当社は，別表13（標準設計基準）に定める標準設計（以下「標準設計」といいます。）で施設する場合の工事費（以下「標準設計工事費」といいます。）を工事費負担金として発電契約者から申し受けます。

ロ　受電側接続設備とは，当社が高圧または特別高圧で受電する場合において，受電地点からの受電の用に供することを主たる目的とする供給設備であって，受電地点に最も近い変電所（専ら当該受電地点への事故波及の防止等を目的として施設される変電所を除きます。）の引出口に施設される断路器の受電地点側接続点（基幹送電設備から受電側接続設備を分岐する場合は，受電地点に最も近い基幹送電設備の接続点といたします。）から他の変電所（専ら当該受電地点への事故波及の防止等を目的として施設される変電所を除きます。）を経ないで受電地点に至る電線路および引込線等をいいます。

なお，開閉所および蓄電所は，変電所とみなします。また，基幹送電設備とは，ループ状に施設された基幹的な送電設備その他の特定の電源に係る送電を目的としない送電設備をいいます。

⑵　受電地点への特別供給設備の工事費負担金

イ　発電契約者が新たに発電量調整供給を開始し，または契約受電電力を増加される場合で，これにともない新たに受電地点への特別の供給設備を施設するときには，当社は，次の金額を工事費負担金として発電契約者から申し受けます。

⑷　発電契約者の希望によって標準設計をこえる設計で受電地点への供給

設備を施設する場合は，標準設計工事費をこえる金額

なお，標準設計をこえる設計で受電地点への供給設備を施設する場合とは，次のいずれかに該当する場合をいいます。

a　受電に必要な標準設計をこえる電線，支持物等を施設する場合

b　架空受電側接続設備で受電できるにもかかわらず，地中受電側接続設備を施設する場合

c　標準設計による受電側接続設備以外の受電側接続設備により受電する場合

d　その他受電に必要な標準設計をこえる設計で受電地点への供給設備を施設する場合

また，この場合も，⑴の工事費負担金を申し受けます。

㈡　65（専用供給設備）によって専用供給設備を施設する場合は，その工事費の全額

なお，この場合には，工事費負担金の対象となる供給設備は，65（専用供給設備）⑵によるものといたします。

㈢　受電地点からの受電の用に供することを主たる目的とする供給設備であって，受電側接続設備以外の供給設備（高圧および特別高圧の供給設備に限ります。また，専用供給設備を除きます。）を施設する場合は，aおよびbの金額

a　当該供給設備の工事費のうち，発電等設備の設置に伴う電力系統の増強及び事業者の費用負担等の在り方に関する指針にもとづき算定した金額

ただし，この約款実施の際現に託送供給等約款（平成27年12月18日付け20150731資第50号認可。）64（受電地点への供給設備の工事費負担金）⑵イ㈢aただし書の適用を受けている場合は，ただし書により算定した金額といたします。

b　発電設備等からの出力により，当社配電用変電所バンクにおいて逆潮流が生じるおそれのある場合で，これに係る措置として当社が新た

に供給設備を施設するときには，ａにかかわらず，次の金額

新増加契約受電電力１キロワットにつき	2,970 円　00 銭

ロ　受電地点において21（予備送電サービス）を利用される場合で，これにともない新たに予備供給設備を施設するときには，当社は，その工事費の全額を工事費負担金として発電契約者から申し受けます。

なお，この場合には，工事費負担金の対象となる供給設備は，受電側接続設備に準ずるものといたします。ただし，予備供給設備を専用供給設備として施設する場合は，65（専用供給設備）⑵によるものといたします。

⑶　受電地点への供給設備を変更する場合の工事費負担金

イ　発電契約者が契約受電電力または予備送電サービス契約電力の増加にともなわないで，発電契約者の希望によって当該受電地点への供給設備を変更する場合は，62（引込線の接続），63（計量器等の取付け）または64（通信設備等の施設）によって実費を申し受ける場合を除き，当社は，その工事費の全額を工事費負担金として発電契約者から申し受けます。

ロ　混雑緩和プロセスにより供給設備を変更する場合は，イにかかわらず，その工事費のうち，発電等設備の設置に伴う電力系統の増強及び事業者の費用負担等の在り方に関する指針にもとづき算定した金額を工事費負担金として発電契約者から申し受けます。

ハ　44（託送供給等にともなう協力）によって供給設備を新たに施設または変更する場合には，当社は，その工事費の全額を工事費負担金として発電契約者から申し受けます。

⑷　発電契約者が新たに発電量調整供給を開始し，または契約受電電力を増加される場合もしくは受電地点への供給設備を変更する場合で，低圧で受電するとき（受電の用に供することを主たる目的とするときに限ります。）には，⑵イ㈠，㈡および⑶にかかわらず，その受電の用に供することによって必要となる工事費（⑵イ㈣により申し受ける金額を除きます。）を工事費負担金として発電契約者から申し受けます。

⑸　工事費の算定

(1)から(4)の場合の工事費は，次により算定いたします。

イ　工事費は，発電契約者が標準設計をこえる設計によることを希望される場合を除き，次により算定した標準設計工事費といたします。

㈠　標準設計工事費は，工事費負担金の対象となる供給設備の工事に要する材料費，工費および諸掛り（測量監督費，諸経費，補償費，建設分担関連費およびその他の費用を含みます。）の合計額といたします。

なお，撤去工事がある場合は，その合計額から撤去後の資材の残存価額を差し引いた金額に，撤去する場合の諸工費（諸掛りを含みます。）を加えた金額といたします。

㈡　材料費は，払出時の単価（電気事業会計規則に定められた方法によって算出した貯蔵品の払出単価等をいいます。）によって算定いたします。

㈢　土地費（電気事業会計規則に定められた固定資産土地として計上される金額）は，工事費に計上いたしません。ただし，架空電線路の経過地に地役権を設定する場合には，その対価の50パーセントに相当する金額（地役権の登記に要する費用を除きます。）は工事費に計上いたします。

㈣　架空電線路の経過地に建造物の構築，竹木の植栽等電線路に支障を及ぼす行為を行なわないことを条件とする補償契約を締結する場合は，その線下補償費の50パーセントに相当する金額を工事費に計上いたします。

㈤　補償費中残地補償費は，それが明確に区分されている場合に限り工事費に計上いたします。

㈥　建設分担関連費は，工事期間が12月以上を要し，かつ，工事費が50億円以上の場合に限り工事費に計上いたします。

ロ　発電契約者が標準設計をこえる設計によることを希望される場合の工事費は，イに準じて算定いたします。

ハ　当社が将来の需要を考慮してあらかじめ施設した鉄塔，管路等を利用して受電する場合は，新たに施設される電線路に必要とされる回線数，管路孔数等に応じて次により算定した金額を電線路の工事費に算入いたします。

㈠　鉄塔を利用して受電する場合

$$\text{工事費} \times \frac{\text{使用回線数}}{\text{施設回線数}}$$

㈡　管路等を利用して受電する場合

$$\text{工事費} \times \frac{\text{使用孔数}}{\text{施設孔数} - \text{予備孔数}}$$

ニ　特別高圧で受電する場合で，使用開始後３年以内の供給設備を利用するときは，新たな利用部分を新たに施設される受電側接続設備（特別高圧のノンファーム電源の受電地点に係る発電場所から電気を受電する場合は，変電所相互間を連絡する電線路を除きます。）とみなします。

ホ　(2)イ㈠の場合，使用開始後３年以内の供給設備を利用するときは，新たな利用部分を新たに施設される受電側接続設備以外の供給設備（高圧および特別高圧の供給設備に限ります。また，専用供給設備を除きます。なお，ノンファーム電源の受電地点に係る発電場所から電気を受電する場合は，高圧の供給設備および当社が適当であると認めた供給設備に限ります。）とみなします。

ヘ　低圧または高圧で受電する場合で，工事費を当社が定める単位当たりの金額にもとづいて算定することが適当と認められるときは，イまたはロにかかわらず，工事費を当該金額にもとづいて算定いたします。

(6)　受電地点への供給設備の工事費負担金は，受電地点ごとに，発電量調整供給契約ごとに算定いたします。

ただし，２以上の発電契約者が受電地点への供給設備の全部または一部を共用する場合の工事費負担金の算定は，次によります。

イ　２以上の発電契約者から共同して申込みがあった場合，または２以上の

発電契約者のうち１の発電契約者が代表して工事費負担金を支払われる旨を申し出られた場合の工事費負担金は，その代表の発電契約者による１申込みとみなして算定いたします。

ロ　２以上の発電契約者から同時に申込みがあった場合の工事費負担金は，発電契約者ごとに算定いたします。この場合，発電契約者ごとの共用部分の工事費は，原則として契約受電電力の比であん分した金額といたします。

⑺　特例区域等の発電契約者が新たに発電量調整供給を開始し，または契約受電電力を増加される場合で，これにともない当社が新たに受電地点への供給設備を施設するときには，当社は，⑴，⑵または⑷にかかわらず，その工事費の全額を工事費負担金として発電契約者から申し受けます。

なお，この場合の工事費負担金は，⑵の場合に準じて算定いたします。

⑻　Ⅷ（工事費の負担）の各項において，受電地点とは会社間連系点以外の受電地点をいいます。

67　受電用計量器等の工事費負担金

⑴　発電契約者が新たに発電量調整供給を開始し，または契約受電電力を変更される場合等で，これにともない新たに受電地点における電力量の計量に必要な計量器，その付属装置および区分装置を取り付けるときには，当社は，その工事費の全額を工事費負担金として発電契約者から申し受けます。ただし，低圧で受電する場合で，受電の用に供することを主たる目的とするときには，その受電の用に供することによって必要となる工事費を工事費負担金として発電契約者から申し受けます。

⑵　発電契約者が新たに発電量調整供給を開始し，または契約受電電力を変更される場合等で，これにともない新たに給電情報伝送装置等を取り付けるときには，当社は，その工事費の全額を工事費負担金として発電契約者から申し受けます。

68　会社間連系設備の工事費負担金

契約者が新たに託送供給を開始し，または契約受電電力等を増加される場合で，これにともない会社間連系設備（会社間連系点に至る供給設備をいいます。）を新たに施設するときには，当社は，工事費負担金を契約者から申し受けます。この場合，工事費負担金の金額は，工事の内容，接続供給契約または振替供給契約の内容等を基準として，契約者と当社との協議によって定めます。

69　一般供給設備の工事費負担金

⑴　低圧または高圧で供給する場合

イ　契約者が新たに接続供給を開始し，または接続送電サービス契約電力等を増加される場合（新たに接続供給を開始される場合で，当該接続供給を開始される前から引き続き当社の供給設備を利用され，かつ，下位の供給電圧に変更されるときを除きます。）で，これにともない新たに施設される供給側接続設備（専用供給設備および予備供給設備を除きます。）の工事こう長が無償こう長（架空供給側接続設備の場合は1,000メートル，地中供給側接続設備の場合は150メートルといたします。）をこえるときには，当社は，その超過こう長に次の金額を乗じてえた金額を工事費負担金として契約者から申し受けます。この場合，工事費負担金は，供給地点ごとに算定いたします。

区　　分	単　　位	金　　額
架空供給側接続設備の場合	超過こう長１メートルにつき	3,410 円　00 銭
地中供給側接続設備の場合	超過こう長１メートルにつき	26,840 円　00 銭

なお，張替えまたは添架を行なう場合は，架空供給側接続設備についてはその工事こう長の60パーセント，地中供給側接続設備についてはその工事こう長の20パーセントに相当する値を新たに施設される供給側接続設備の工事こう長とみなします。

ロ　２以上の供給地点に係る供給側接続設備の全部または一部を共用する場合の工事費負担金の算定は，次によります。

㈠　２以上の契約者から共同して申込みがあった場合，または契約者から２以上の供給地点について申込みがあり，かつ，一括して算定することを希望される場合の工事費負担金の無償こう長は，(1)イの無償こう長に供給地点の数を乗じてえた値といたします。

㈡　２以上の契約者から同時に申込みがあった場合，または契約者から２以上の供給地点について申込みがあり，かつ，一括して算定することを希望されない場合の工事費負担金は，供給地点ごとに算定いたします。この場合，それぞれの供給地点における供給側接続設備の工事こう長については，共用される部分の工事こう長を共用する供給地点の数で除してえた値にその供給地点に係って単独で使用される部分の工事こう長を加えた値を，新たに施設される供給側接続設備の工事こう長といたします。

ハ　架空供給側接続設備と地中供給側接続設備とをあわせて施設する場合のイの超過こう長は，次により算定いたします。

㈠　地中供給側接続設備の超過こう長は，地中供給側接続設備の工事こう長から地中供給側接続設備の無償こう長を差し引いた値といたします。

㈡　架空供給側接続設備の超過こう長は，架空供給側接続設備の工事こう長といたします。ただし，地中供給側接続設備の工事こう長が地中供給側接続設備の無償こう長を下回る場合は，次によります。

$$\text{架空供給側接続設備の超過こう長} = \text{架空供給側接続設備の工事こう長} - \left(\text{地中供給側接続設備の無償こう長} - \text{地中供給側接続設備の工事こう長}\right) \times \frac{\text{架空供給側接続設備の無償こう長}}{\text{地中供給側接続設備の無償こう長}}$$

⑵　特別高圧で供給する場合

イ　契約者が新たに接続供給を開始し，または接続送電サービス契約電力を増加される場合（新たに接続供給を開始される場合で，当該接続供給を開

始される前から引き続き当社の供給設備を利用され，かつ，下位の供給電圧に変更されるときを除きます。）で，これにともない新たに施設される供給側接続設備（専用供給設備および予備供給設備を除きます。）について㈠により算定される工事費が㈡の当社負担額をこえるときには，当社は，その超過額を工事費負担金として契約者から申し受けます。この場合，新増加接続送電サービス契約電力は，新たな利用部分にもとづき算定し，工事費負担金は，供給地点ごとに算定いたします。

㈠　工 事 費

a　架空供給側接続設備の場合

（工事こう長100メートル当たり）

新増加接続送電サービス契約電力１キロワットにつき	標準電圧20,000ボルトまたは30,000ボルトで供給する場合	561 円　00 銭
	標準電圧70,000ボルトで供給する場合	165 円　00 銭

なお，標準電圧20,000ボルトまたは30,000ボルトで当社が供給する場合で，支持物に電柱を使用するときには，その部分の単価は，上表の該当欄の単価の12パーセントといたします。

また，標準電圧20,000ボルト，30,000ボルトまたは70,000ボルト以外の電圧で当社が供給する場合は，その工事費の全額といたします。

b　地中供給側接続設備の場合

（工事こう長100メートル当たり）

新増加接続送電サービス契約電力１キロワットにつき	標準電圧20,000ボルトまたは30,000ボルトで供給する場合	627 円　00 銭
	標準電圧70,000ボルトで供給する場合	418 円　00 銭

なお，張替えを行なう場合には，その部分の単価は，上表の該当欄の単価の20パーセントといたします。

また，標準電圧20,000ボルト，30,000ボルトまたは70,000ボルト以外の電圧で当社が供給する場合は，その工事費の全額といたします。

c　スポットネットワーク方式で供給するために，当社が新たに地中供

給側接続設備を施設する場合の工事費は，ｂにかかわらず，別表14（スポットネットワーク方式の工事費の算式）により算定いたします。

なお，スポットネットワーク方式とは，当社が技術的，経済的に必要と認めた場合に，原則として３回線の当社の電線路から，それぞれの回線ごとに施設していただいた変圧器の２次側母線で常時並行して供給を受ける方式をいいます。

(ﾛ) 当社負担額

新増加接続送電サービス契約電力 １キロワットにつき	5,500 円　00 銭

ロ　契約者が新たに接続供給を開始し，または接続送電サービス契約電力を増加される場合で，使用開始後３年以内の供給設備を利用して当社が供給するときは，新たな利用部分を新たに施設される供給側接続設備とみなします。

(3) 19（接続送電サービス）(2)ニにより接続送電サービス契約電力を定める供給地点の接続送電サービス契約電力は，(1)または(2)の工事費負担金の算定上，需要者の発電設備の検査，補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気の供給分を含まないものといたします。

(4) 分割接続供給の場合の一般供給設備の工事費負担金は，(1)，(2)または(3)に準じて算定し，双方の契約者と当社との協議のうえ，一方または双方の契約者から申し受けます。この場合，工事費負担金の算定上，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービス契約電力を接続送電サービス契約電力とみなします。

(5) 供給側接続設備とは，供給地点への供給の用に供することを主たる目的とする供給設備であって，供給地点に最も近い発電所もしくは変電所の引出口に施設される断路器またはこれに相当する設備の供給地点側接続点（送電線路から供給側接続設備を分岐する場合は，供給地点に最も近い送電線路の接

続点といたします。）から他の発電所または変電所を経ないで供給地点に至る電線路および引込線等をいいます。

なお，開閉所は，変電所とみなします。また，送電線路とは，発電所相互間，変電所相互間または発電所と変電所との間を連絡する電線路をいいます。

⑹ Ⅷ（工事費の負担）の各項において，供給地点とは会社間連系点以外の供給地点をいいます。

⑺ 工事こう長とは，標準設計にもとづき算定される供給地点から最も近い供給設備までの供給側接続設備のこう長をいい，実際に施設されるこう長とは異なることがあります。

なお，工事こう長の単位は，１メートルとし，その端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。

⑻ 低圧で供給する場合，Ⅷ（工事費の負担）の各項において，接続送電サービス契約電力等を増加される場合とは，次の値が増加する場合といたします。

イ　電灯定額接続送電サービスおよび電灯臨時定額接続送電サービスの場合の契約負荷設備の総容量

ロ　契約電力

ハ　契約容量

なお，19（接続送電サービス）⑵イ㈠によって接続送電サービス契約電力を定める場合で，需要場所における負荷設備の総容量等を増加されるときは，接続送電サービス契約電力等を増加されるものとみなします。

また，供給電気方式を交流単相２線式標準電圧100ボルトまたは200ボルトから交流単相３線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトに変更される場合は，接続送電サービス契約電力等を増加されるものとみなします。

⑼ 高圧で供給する場合で，19（接続送電サービス）⑵イ㈠によって接続送電サービス契約電力を定めるとき（19〔接続送電サービス〕⑵ニで需要者の発電設備の検査，補修または事故〔停電による停止等を含みます。〕により生

じた不足電力の補給にあてるための電気の供給分以外の供給分について，19〔接続送電サービス〕(2)イ(イ)に準じて定める場合を含みます。）には，Ⅷ（工事費の負担）の各項において，接続送電サービス契約電力等を増加される場合とは，需要場所における受電設備の総容量を増加される場合といたします。

70　供給地点への特別供給設備の工事費負担金

(1)　契約者が新たに接続供給を開始し，または接続送電サービス契約電力等を増加される場合（新たに接続供給を開始される場合で，当該接続供給を開始される前から引き続き当社の供給設備を利用され，かつ，下位の供給電圧に変更されるときを除きます。）で，これにともない新たに供給地点への特別の供給設備を施設するときには，当社は，次の金額を工事費負担金として契約者から申し受けます。

イ　契約者の希望によって標準設計をこえる設計で供給地点への供給設備を施設する場合は，標準設計工事費をこえる金額

なお，標準設計をこえる設計で供給地点への供給設備を施設する場合とは，次のいずれかに該当する場合をいいます。

(イ)　供給に必要な標準設計をこえる電線，支持物等を施設する場合

(ロ)　標準設計による供給側接続設備以外の供給側接続設備により供給する場合

(ハ)　その他供給に必要な標準設計をこえる設計で供給地点への供給設備を施設する場合

また，この場合も，69（一般供給設備の工事費負担金）の工事費負担金を申し受けます。

ロ　架空供給側接続設備で供給できるにもかかわらず，契約者の希望によって地中供給側接続設備を施設する場合は，(イ)または(ロ)の金額

(イ)　標準設計工事費をこえる金額

なお，この場合も，69（一般供給設備の工事費負担金）の工事費負担金を申し受けます。

㈡　供給地点が行政庁から認可，認定等を受けている市街地開発事業等（都市計画法第4条第7項に規定する市街地開発事業その他これらに類する事業をいいます。）に係る区域の場合は，イにかかわらず，その工事費の全額からケーブル，変圧器，開閉器等の工事費を差し引いた金額

ハ　65（専用供給設備）によって専用供給設備を施設する場合は，その工事費の全額

なお，この場合には，工事費負担金の対象となる供給設備は，65（専用供給設備）⑵によるものといたします。

⑵　19（接続送電サービス）⑵ニにより接続送電サービス契約電力を定める供給地点において需要者の発電設備の検査，補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気の供給のために19（接続送電サービス）を利用される場合，または供給地点において21（予備送電サービス）を利用される場合で，これにともない新たに予備供給設備を施設するときには，当社は，その工事費の全額を工事費負担金として契約者から申し受けます。

なお，この場合には，工事費負担金の対象となる供給設備は，供給側接続設備に準ずるものといたします。ただし，予備供給設備を専用供給設備として施設する場合は，65（専用供給設備）⑵によるものといたします。

71　供給地点への供給設備を変更する場合の工事費負担金

⑴　契約者が接続送電サービス契約電力等または予備送電サービス契約電力の増加にともなわないで，契約者の希望によって供給地点への供給設備を変更する場合（新たに接続供給を開始される場合で，当該接続供給を開始される前から引き続き当社の供給設備を利用され，かつ，下位の供給電圧に変更されるときを含みます。）は，62（引込線の接続），63（計量器等の取付け）または64（通信設備等の施設）によって実費を申し受ける場合を除き，当社は，その工事費の全額を工事費負担金として契約者から申し受けます。

⑵　44（託送供給等にともなう協力）によって供給設備を新たに施設または変更する場合には，当社は，その工事費の全額を工事費負担金として契約者か

ら申し受けます。

72　供給地点への特別供給設備等の工事費の算定

70（供給地点への特別供給設備の工事費負担金）および71（供給地点への供給設備を変更する場合の工事費負担金）の場合の工事費は，次により算定いたします。

⑴　工事費は，契約者が標準設計をこえる設計によることを希望される場合を除き，次により算定した標準設計工事費といたします。

イ　標準設計工事費は，工事費負担金の対象となる供給設備の工事に要する材料費，工費および諸掛り（測量監督費，諸経費，補償費，建設分担関連費およびその他の費用を含みます。）の合計額といたします。

なお，撤去工事がある場合は，その合計額から撤去後の資材の残存価額を差し引いた金額に，撤去する場合の諸工費（諸掛りを含みます。）を加えた金額といたします。

ロ　材料費は，払出時の単価（電気事業会計規則に定められた方法によって算出した貯蔵品の払出単価等をいいます。）によって算定いたします。

ハ　土地費（電気事業会計規則に定められた固定資産土地として計上される金額）は，工事費に計上いたしません。ただし，架空電線路の経過地に地役権を設定する場合には，その対価の50パーセントに相当する金額（地役権の登記に要する費用を除きます。）は工事費に計上いたします。

ニ　架空電線路の経過地に建造物の構築，竹木の植栽等電線路に支障を及ぼす行為を行なわないことを条件とする補償契約を締結する場合は，その線下補償費の50パーセントに相当する金額を工事費に計上いたします。

ホ　補償費中残地補償費は，それが明確に区分されている場合に限り工事費に計上いたします。

ヘ　建設分担関連費は，工事期間が12月以上を要し，かつ，工事費が50億円以上の場合に限り工事費に計上いたします。

ト　契約者の希望により暫定的に利用される供給設備を施設する場合の工事費は，75（臨時工事費）に準じて算定いたします。

⑵　契約者が標準設計をこえる設計によることを希望される場合の工事費は，⑴に準じて算定いたします。

⑶　低圧または高圧で供給する場合で，70（供給地点への特別供給設備の工事費負担金）⑴イまたはロ㈠に該当し，かつ，その工事費を69（一般供給設備の工事費負担金）⑴イに定める超過こう長１メートル当たりの金額にもとづいて算定することが適当と認められるときは，⑴および⑵にかかわらず，標準設計をこえる設計で施設される供給設備の工事費および標準設計工事費をいずれも69（一般供給設備の工事費負担金）⑴イにもとづいて算定いたします。この場合，超過こう長１メートル当たりの金額を新たに施設される供給側接続設備の全工事こう長に適用して工事費を算定いたします。

⑷　当社が将来の需要を考慮してあらかじめ施設した鉄塔，管路等を利用して供給する場合は，新たに施設される電線路に必要とされる回線数，管路孔数等に応じて次により算定した金額を電線路の工事費に算入いたします。

イ　鉄塔を利用して供給する場合

$$\text{工事費} \times \frac{\text{使用回線数}}{\text{施設回線数}}$$

ロ　管路等を利用して供給する場合

$$\text{工事費} \times \frac{\text{使用孔数}}{\text{施設孔数} - \text{予備孔数}}$$

⑸　特別高圧で供給する場合で，使用開始後３年以内の供給設備を利用するときは，新たな利用部分を新たに施設される供給側接続設備とみなします。

なお，この場合の工事費は，69（一般供給設備の工事費負担金）⑵イ㈠に準じて算定いたします。

⑹　70（供給地点への特別供給設備の工事費負担金）⑵の場合（特別高圧で供給する場合は，標準電圧20,000ボルト，30,000ボルトまたは70,000ボルトの電圧で当社が供給するときに限ります。）の工事費は，次のとおりといたします。

イ　高圧で供給する場合

69（一般供給設備の工事費負担金）⑴イに定める超過こう長１メートル当たりの金額にもとづいて算定することが適当と認められる場合は，⑴または⑵にかかわらず，その工事費を69（一般供給設備の工事費負担金）⑴イにもとづいて算定いたします。この場合，超過こう長１メートル当たりの金額を新たに施設される供給側接続設備の全工事こう長に適用して工事費を算定いたします。

ロ　特別高圧で供給する場合

契約者が標準設計をこえる設計によることを希望される場合を除き，⑴にかかわらず，69（一般供給設備の工事費負担金）⑵イ㈠およびロによって算定いたします。

なお，21（予備送電サービス）によって当社が供給する場合で，一般供給設備と予備供給設備とをあわせて施設するときの予備供給設備の工事費は，69（一般供給設備の工事費負担金）⑵イ㈠の該当欄の単価の20パーセントを適用して算定いたします。

⑺　低圧または高圧で供給する場合で，工事費を当社が定める単位当たりの金額にもとづいて算定することが適当と認められるとき（⑶および⑹イの場合を除きます。）は，⑴または⑵にかかわらず，工事費を当該金額にもとづいて算定いたします。

⑻　特例区域等の契約者が新たに接続供給を開始し，または接続送電サービス契約電力を増加される場合（新たに接続供給を開始される場合で，当該接続供給を開始される前から引き続き当社の供給設備を利用され，かつ，下位の供給電圧に変更されるときを除きます。）で，これにともない当社が新たに供給地点への供給設備を施設するときには，当社は，69（一般供給設備の工事費負担金）または70（供給地点への特別供給設備の工事費負担金）にかかわらず，その工事費の全額を工事費負担金として契約者から申し受けます。

なお，この場合の工事費負担金は，70（供給地点への特別供給設備の工事費負担金）の場合に準じて算定いたします。

⑼　分割接続供給の場合の供給地点への特別供給設備等の工事費負担金は，70（供給地点への特別供給設備の工事費負担金），71（供給地点への供給設備を変更する場合の工事費負担金）または⑻の場合に準じて算定し，双方の契約者と当社との協議のうえ，一方または双方の契約者から申し受けます。この場合，工事費負担金の算定上，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービス契約電力を接続送電サービス契約電力とみなします。

73　工事費負担金の申受けおよび精算

⑴　当社は，工事費負担金を原則として工事着手前に契約者または発電契約者から申し受けます。

なお，９（検討および契約の申込み）⑷にもとづき系統連系保証金を申し受けた場合または51（契約の変更）⑹ハにもとづき混雑緩和プロセスに関する保証金を申し受けた場合は，系統連系保証金または混雑緩和プロセスに関する保証金を工事費負担金に充当いたします。

⑵　工事費負担金は，次の場合には，工事完成後すみやかに精算するものといたします。

イ　69（一般供給設備の工事費負担金）にもとづき算定される場合は，次に該当するとき。

⑷　設計変更等により，架空供給側接続設備または地中供給側接続設備のいずれかの工事こう長の変更の差異が５パーセントをこえる場合

�Ⅱ　標準電圧100ボルト，200ボルト，6,000ボルト，20,000ボルト，30,000ボルトまたは70,000ボルト以外の電圧で当社が供給する場合

⑸　その他特別の事情により，工事費負担金に差異が生じた場合

ロ　66（受電地点への供給設備の工事費負担金），67（受電用計量器等の工事費負担金），68（会社間連系設備の工事費負担金），70（供給地点への特別供給設備の工事費負担金）（69〔一般供給設備の工事費負担金〕に準じて算定する場合は，イに準ずるものといたします。）および71（供給地点への供給設備を変更する場合の工事費負担金）にもとづき算定される場合

は，次に該当するとき。

㈠　低圧または高圧で受電または供給する場合

a　設計変更により，電柱（鉄塔，鉄柱を含みます。），電線および変圧器等の主要材料の規格が変更となる場合，または主要材料の数量の変更（架空引込線を除きます。）の差異が５パーセントをこえる場合

b　設計時と払出時との間で材料費の単価に変動が生じた場合（設計から払出しまでの期間が短いときを除きます。）

c　その他特別の事情により，工事費負担金に著しい差異が生じた場合

㈡　特別高圧で受電または供給する場合

原則としてすべての場合

⑶　当社は，工事費負担金を申し受けて施設した受電側接続設備または供給側接続設備の全部または一部を他の契約者または発電契約者と共用する供給設備として利用することがあります。

なお，特別高圧で受電または供給する電気について，その利用が供給設備の使用開始後３年以内に行なわれる場合で，その受電側接続設備または供給側接続設備を使用開始したときにさかのぼって２以上の契約者または発電契約者が共用する供給設備として算定した場合の工事費負担金が既に申し受けた工事費負担金を下回るときは，その差額をお返しいたします。

⑷　当社は，66（受電地点への供給設備の工事費負担金）⑵イ㈠に定める供給設備の全部または一部を他の契約者または発電契約者と共用する供給設備として利用することがあります。

なお，当社が受電する電気または特別高圧で供給する電気について，その利用が供給設備の使用開始後３年以内に行なわれる場合で，その供給設備を使用開始したときにさかのぼって２以上の契約者または発電契約者が共用する供給設備として算定した場合の工事費負担金が既に申し受けた工事費負担金を下回るときは，原則としてその差額をお返しいたします。

⑸　当社は，契約者または発電契約者の承諾をえて，専用供給設備を専用供給設備以外の供給設備に変更することがあります。

なお，その変更が供給設備の使用開始後10年以内に行なわれる場合は，その専用供給設備を使用開始したときにさかのぼって専用供給設備以外の供給設備として算定した工事費負担金と，既に申し受けた工事費負担金との差額をお返しいたします。

⑹　低圧または高圧で供給する場合で，居住用の分譲地として整備された地域等において，原則として１年以内にすべての建物が施設される場合で，すべての供給地点について２以上の契約者が共同して申込みをされたとき，またはすべての供給地点について契約者から申込みがあり，かつ，一括して工事費負担金を算定することを希望されるときには，当社は，施設を予定しているすべての建物に対する工事こう長のうち無償こう長に供給地点の数の70パーセントの値を乗じてえた値をこえる部分を超過こう長として算定される69（一般供給設備の工事費負担金）の工事費負担金を当初に申し受けます。

また，工事費負担金契約書（76〔工事費等に関する契約書の作成〕に定める工事費負担金契約書をいいます。）に定める期日に既に供給を開始している供給地点の数により工事費負担金を精算いたします。この場合の精算の対象となる工事こう長は，共同して申込みをされた供給地点の数と供給を開始した供給地点の数とが異なる場合であっても，施設された供給設備に応じたものといたします。

74　供給開始に至らないで契約を廃止または変更される場合等の費用の申受け

⑴　託送供給開始に至らないで接続供給契約または振替供給契約を廃止または変更される場合

供給設備の一部または全部を施設した後，契約者または需要者の都合によって託送供給の開始に至らないで接続供給契約または振替供給契約を廃止または変更される場合は，当社は，要した費用の実費を契約者から申し受けます。

なお，実際に供給設備の工事を行なわなかった場合であっても，測量監督等に費用を要したときは，その実費を契約者から申し受けます。

また，分割接続供給の場合は，要した費用の実費を双方の契約者と当社と

の協議のうえ，一方または双方の契約者から申し受けます。

⑵　発電量調整供給開始に至らないで発電量調整供給契約を廃止または変更される場合

供給設備の一部または全部を施設した後，発電契約者または発電者の都合によって発電量調整供給の開始に至らないで発電量調整供給契約を廃止または変更される場合等は，当社は，要した費用の実費を発電契約者から申し受けます。ただし，発電契約者との間で電源接続案件一括検討プロセスにもとづき工事費負担金補償金を定める場合は，供給設備の工事を行なう前であっても，原則としてその金額を発電契約者から申し受けます。

なお，電力広域的運営推進機関送配電等業務指針に定める保証金を返還する事情に該当する場合は，当社は，系統連系保証金をお返しいたします。

また，実際に供給設備の工事を行なわなかった場合であっても，測量監督等に費用を要したときは，その実費を発電契約者から申し受けます。

⑶　混雑緩和プロセスにともなう供給設備の変更を中止される場合等の費用の申受け

混雑緩和プロセスにともない供給設備の一部または全部を変更した後，発電契約者または発電者の都合によって供給設備の変更を中止される場合等は，当社は，要した費用の実費を発電契約者から申し受けます。ただし，発電契約者との間で混雑緩和プロセスにもとづき工事費負担金補償金を定める場合は，供給設備の工事を行なう前であっても，原則としてその金額を発電契約者から申し受けます。

なお，電力広域的運営推進機関送配電等業務指針に定める混雑緩和プロセスに関する保証金を返還する事情に該当する場合は，当社は，混雑緩和プロセスに関する保証金をお返しいたします。

また，実際に供給設備の工事を行なわなかった場合であっても，測量監督等に費用を要したときは，その実費を発電契約者から申し受けます。

75　臨時工事費

⑴　20（臨時接続送電サービス）によって供給する場合で，これにともない新

たに供給設備を施設するときには，当社は，新たに施設する供給設備の工事費にその設備を撤去する場合の諸工費（諸掛りを含みます。）を加えた金額から，その撤去後の資材の残存価額を差し引いた金額を，臨時工事費として，契約者から，原則として工事着手前に申し受けます。

なお，低圧または高圧で供給する場合，撤去後の資材の残存価額は，変圧器，開閉器等の機器についてはその価額の95パーセント，その他の設備についてはその価額の50パーセントといたします。

また，特別高圧で供給する場合，原則として，撤去後の資材のうち変圧器，開閉器等の機器については，契約使用期間１月（１月未満は，１月といたします。）につきその価額の１パーセントを差し引いた金額を残存価額といたします。

⑵　臨時工事費を申し受ける場合は，69（一般供給設備の工事費負担金），70（供給地点への特別供給設備の工事費負担金）および71（供給地点への供給設備を変更する場合の工事費負担金）の工事費負担金は申し受けません。

⑶　低圧または高圧で供給する場合，新たに施設する供給設備のうち，当社が将来の需要等を考慮して常置し，かつ，無償こう長に相当する部分については臨時工事費を申し受けません。

⑷　分割接続供給の場合の臨時工事費は，⑴，⑵または⑶に準じて算定し，双方の契約者と当社との協議のうえ，一方または双方の契約者から申し受けます。

⑸　臨時工事費の精算は，73（工事費負担金の申受けおよび精算）⑵ロの場合に準ずるものといたします。

76　工事費等に関する契約書の作成

当社は，契約者もしくは発電契約者が希望される場合または当社が必要とする場合は，工事費負担金に関する必要な事項について，原則として工事着手前に，工事費負担金契約書を作成いたします。

Ⅸ　保　　安

77　保安の責任

当社は，受電地点および供給地点に至るまでの供給設備（当社が所有権を有さない設備を除きます。）ならびに計量器等発電場所内および需要場所内の当社の電気工作物について，保安の責任を負います。

78　保安等に対する発電者および需要者の協力

⑴　次の場合には，発電者または需要者からすみやかにその旨を当社に通知していただきます。この場合には，当社は，ただちに適当な処置をいたします。

イ　発電者または需要者が，引込線，計量器等その発電場所内および需要場所内の当社の電気工作物に異状もしくは故障があり，または異状もしくは故障が生ずるおそれがあると認めた場合

ロ　発電者または需要者が，発電者または需要者の電気工作物に異状もしくは故障があり，または異状もしくは故障が生ずるおそれがあり，それが当社の供給設備に影響を及ぼすおそれがあると認めた場合

⑵　発電者または需要者が，当社の供給設備を使用しないことが明らかな場合で，当社が保安上必要と認めるときは，その期間について，当社は，⑴に準じて，適当な処置をいたします。

⑶　発電者または需要者が，当社の供給設備に直接影響を及ぼすような物件の設置，変更または修繕工事をされる場合および物件の設置，変更または修繕工事をされた後，その物件が当社の供給設備に直接影響を及ぼすこととなった場合には，その内容を当社に通知していただきます。この場合において，保安上とくに必要があるときには，当社は，発電者または需要者にその内容の変更をしていただくことがあります。

⑷　当社は，必要に応じて，託送供給または発電量調整供給の開始に先だち，接続供給電力または発電量調整受電電力をしゃ断する開閉器の操作方法等について，発電者および需要者と協議を行ないます。

79 調　　査

⑴ 当社は，法令で定めるところにより，需要者の電気工作物が技術基準に適合しているかどうかを調査いたします。

なお，需要者のお求めに応じ，係員は，所定の証明書を提示いたします。

⑵ 調査は，次の事項について行ないます。ただし，必要がないと認められる場合には，その一部を省略することがあります。

イ　絶縁抵抗値または漏えい電流値の測定

ロ　接地抵抗値の測定

ハ　点検

⑶ 当社は，⑴の調査の結果，技術基準に適合していると認めるときはその旨を，適合していないと認めるときは技術基準に適合させるためにとるべき措置およびその措置をとらなかった場合に生ずると予想される結果を，需要者にお知らせいたします。

なお，調査結果の通知は，調査年月日，係員，調査についての照会先等を記載した文書等により，原則として調査時に行ないます。

80 調査等の委託

⑴ 当社は，79（調査）の業務の全部または一部を経済産業大臣の登録を受けた調査機関（以下「登録調査機関」といいます。）に委託することがあります。

⑵ 当社は，⑴によって委託した場合には，委託先の名称，所在地および委託した業務内容等を記載した文書等により，需要者にお知らせいたします。

81 調査に対する需要者の協力

⑴ 需要者が電気工作物の変更の工事を行なった場合には，その工事が完成したとき，すみやかにその旨を当社または登録調査機関に通知していただきます。

⑵ 当社は，79（調査）⑴により調査を行なうにあたり，必要があるときは，需要者の承諾をえて電気工作物の配線図を提示していただきます。

82　検査または工事の受託

⑴　低圧で供給する場合，契約者または需要者は，保安上必要な電気工作物の検査を当社に申し込むことができます。

⑵　⑴の申込みを受けた場合には，当社は，すみやかに検査を行ないます。この場合には，当社は，検査料として実費を申し受けます。ただし，軽易なものについては，無料とすることがあります。

⑶　低圧で供給する場合，契約者または需要者は，保安上必要な電気工作物の工事を当社に申し込むことができます。

⑷　⑶の申込みを受けた場合には，当社は，できる限りこれを受託いたします。受託したときには，当社は，実費を申し受けます。ただし，電線被覆損傷箇所のテープ巻き等の軽易なものについては，材料費（消耗品を除きます。）のみを申し受けます。

83　自家用電気工作物

需要者の電気工作物のうち自家用電気工作物については，この約款のうち次のものは，適用いたしません。

⑴　79（調査）

⑵　80（調査等の委託）

⑶　81（調査に対する需要者の協力）

⑷　82（検査または工事の受託）

附　　則

附　　則

１　実 施 期 日

この約款は，2025年４月１日から実施いたします。

２　揚水発電設備等が設置された需要場所に接続供給を行なう場合の特別措置

⑴に定める適用範囲に該当する接続供給契約で，あらかじめ契約者から申出がある場合は，料金および必要となるその他の供給条件は次のとおりといたします。

⑴　適用範囲

イ　揚水発電設備等が設置された需要場所に供給され揚水または蓄電された接続供給に係る電気が，当該需要場所以外の需要場所に託送供給される場合であること。

ロ　イの接続供給に係る電気と，それ以外の電気（揚水発電設備等が設置された需要場所内で使用される電気や揚水発電設備等が設置された需要場所内で発電または放電された電気等をいいます。）とを，物理的に区分する等，何らかの方法で明確に区分が可能となるよう措置されており，㈠および㈡を明確に区分して定めることが可能であること。ただし，技術上，経済上やむをえない場合等特別の事情がある場合は，㈠および㈡をあらかじめ契約者と当社との協議により定めることがあります。

㈠　当該供給地点におけるイの接続供給に係る電気に相当する最大電力（キロワット）または最大容量（キロボルトアンペア）（以下「揚水最大電力等」といいます。）およびそれ以外の電気の最大電力または最大容量（以下「その他最大電力等」といいます。）

㈡　当該供給地点におけるイの接続供給に係る電気に相当する電力量（以下「揚水等接続供給電力量」といいます。）およびそれ以外の電気の電力量（以下「その他接続供給電力量」といいます。）

ハ　イおよびロにおける揚水発電設備等については，あらかじめ定められた

順序または手続き等にしたがって揚水または蓄電および発電または放電を制御することが可能なものであること。

⑵　接続送電サービス料金または臨時接続送電サービス料金

接続送電サービス料金または臨時接続送電サービス料金は，供給地点ごとに，あらかじめ１年ごとに契約者と当社との協議により揚水発電設備等における揚水または蓄電および発電等に係る電気の損失率（以下「揚水等損失率」といいます。）を定め，19（接続送電サービス）⑶イ㈡ｃ，㈠ｃ，㈢ｃ，㈣ｃ，㈤ｃ，㈥ｃ，㈦ｃ，ロ㈠ｃ，㈡ｃ，㈠ｃ，ハ㈠ｃ，㈡ｃもしくは㈠ｃ，または，20（臨時接続送電サービス）⑶イ㈡ｃ，㈢ｃ，ロ㈠もしくはハ㈠の適用にあたっては，接続送電サービス料金または臨時接続送電サービス料金の算定上，イ㈠または㈡により，接続供給課金対象電力または接続供給課金対象電力量を定め，接続送電サービス契約電力，接続送電サービス契約容量，臨時接続送電サービス契約容量もしくは臨時接続送電サービス契約電力または接続供給電力量に代えて適用いたします。

なお，高圧または特別高圧で供給する場合で，１年間を通じての最大需要電力等が夜間時間に発生するときのピークシフト電力は，19（接続送電サービス）⑷ハにかかわらず，ロといたします。

イ　接続供給課金対象電力または接続供給課金対象電力量

㈠　接続供給課金対象電力

当該供給地点における接続供給課金対象電力（キロワット）は，次のとおりといたします。ただし，接続供給課金対象電力の算定上，１キロボルトアンペアを１キロワットとみなします。

接続供給課金対象電力

＝揚水最大電力等×揚水等損失率＋その他最大電力等

㈡　接続供給課金対象電力量

当該供給地点における接続供給課金対象電力量は，次のとおりといたします。

接続供給課金対象電力量

＝揚水等接続供給電力量×揚水等損失率＋その他接続供給電力量

ロ　１年間を通じての最大需要電力等が夜間時間に発生する場合のピークシフト電力

高圧または特別高圧で供給する場合のピークシフト電力は，需要者の負荷移行により昼間時間から夜間時間に移行された増分電力をいい，適用の対象とする供給地点の接続送電サービス契約電力から適用の対象とする供給地点の１年間を通じての昼間時間における接続供給電力の最大値を差し引いた値を上限として，夜間時間に移行する負荷設備の容量（キロワット），揚水最大電力等およびその他最大電力等ならびに揚水等損失率等にもとづき，あらかじめ契約者と当社との協議によって定めます。

なお，各月の昼間時間における接続供給電力の最大値の実績等から，ピークシフト電力が不適当と認められる場合には，すみやかに昼間時間最大電力を修正のうえ，ピークシフト電力を適正なものに変更していただきます。

ハ　そ の 他

㈠　19（接続送電サービス）(3)イ㈠ａに該当する場合は，19（接続送電サービス）(3)イ㈡ａ，㈢ａまたは㈣ａにかかわらず，電灯標準接続送電サービス，電灯時間帯別接続送電サービスまたは電灯従量接続送電サービス（自己等への電気の供給の用に供する接続供給の場合に限ります。）を適用いたします。

㈡　20（臨時接続送電サービス）(3)イ㈠ａに該当する場合は，20（臨時接続送電サービス）(3)イ㈡ａにかかわらず，電灯臨時接続送電サービスを適用いたします。

㈢　20（臨時接続送電サービス）(3)イ㈢ａに該当する場合は，20（臨時接続送電サービス）(3)イ㈣ａにかかわらず，動力臨時接続送電サービスを適用いたします。

⑶　電力および電力量の算定

当社または当社の供給区域で事業を営む配電事業者が指定する系統安定上必要な調整機能を有する揚水発電設備等であって別途当社または当社の供給区域で事業を営む配電事業者と調整に関する契約を締結する設備が設置された需要場所に接続供給を行なう場合で，電気の使用に係る調整を行なうときは，接続対象計画電力量，接続対象計画差対応補給電力量および接続対象計画差対応余剰電力量は，31（電力および電力量の算定）⑿，⑿および⑿にかかわらず，次のとおりといたします。

イ　接続対象計画電力量

接続対象計画電力量は，30分ごとの接続対象電力量の計画値（供給地点が複数ある場合はその合計といたします。）で，契約者があらかじめ電力広域的運営推進機関を通じて当社に通知するものといたします。

なお，当社または当社の供給区域で事業を営む配電事業者が指定する系統安定上必要な調整機能を有する揚水発電設備等であって別途当社または当社の供給区域で事業を営む配電事業者と調整に関する契約を締結する設備が設置された需要場所に接続供給を行なう場合で，電気の使用に係る調整を行なうときは，契約者は，別途，当該供給地点における30分ごとの接続対象電力量の計画値をあらかじめ電力広域的運営推進機関を通じて当社に通知するものといたします。

ロ　接続対象計画差対応補給電力量

接続対象計画差対応補給電力量は，30分ごとの接続対象電力量がその30分における接続対象計画電力量を上回る場合に，30分ごとに，次の式により算定された値といたします。ただし，接続対象計画差対応補給電力量の算定上，当社または当社の供給区域で事業を営む配電事業者が指定する系統安定上必要な調整機能を有する揚水発電設備等であって別途当社または当社の供給区域で事業を営む配電事業者と調整に関する契約を締結する設備が設置された需要場所に接続供給を行なう場合で，電気の使用に係る調整を行なったとき（揚水発電設備等の故障等が発生したときを除きます。）

は，31（電力および電力量の算定）⑻にかかわらず，当該供給地点におけるその30分ごとの接続対象電力量の計画値にもとづき算定される当該供給地点におけるその30分ごとの接続供給電力量の計画値を当該供給地点におけるその30分ごとの接続供給電力量とみなし，接続対象電力量を算定いたします。

接続対象計画差対応補給電力量
＝接続対象電力量－接続対象計画電力量

ハ　接続対象計画差対応余剰電力量

接続対象計画差対応余剰電力量は，30分ごとの接続対象電力量がその30分における接続対象計画電力量を下回る場合に，30分ごとに，次の式により算定された値といたします。ただし，接続対象計画差対応余剰電力量の算定上，当社または当社の供給区域で事業を営む配電事業者が指定する系統安定上必要な調整機能を有する揚水発電設備等であって別途当社または当社の供給区域で事業を営む配電事業者と調整に関する契約を締結する設備が設置された需要場所に接続供給を行なう場合で，電気の使用に係る調整を行なったとき（揚水発電設備等の故障等が発生したときを除きます。）は，31（電力および電力量の算定）⑻にかかわらず，当該供給地点におけるその30分ごとの接続対象電力量の計画値にもとづき算定される当該供給地点におけるその30分ごとの接続供給電力量の計画値を当該供給地点におけるその30分ごとの接続供給電力量とみなし，接続対象電力量を算定いたします。

接続対象計画差対応余剰電力量
＝接続対象計画電力量－接続対象電力量

⑷　計量器等の取付け

料金の算定上必要な計量器等については，63（計量器等の取付け）によるものといたします。また，これに加え，⑴イの接続供給に係る電気と，それ以外の電気（揚水発電設備等が設置された需要場所内で使用される電気や揚

水発電設備等が設置された需要場所内で発電または放電された電気等をいいます。）とを，⑴ロによって区分する場合には，区分するために必要な計量器およびその付属装置は，原則として，当社の所有とし，当社の負担で取り付けます。

⑸　供給電圧と計量電圧が異なる場合の取扱い

接続供給電力量および最大需要電力等は，30（計量）および附則４（受電電圧または供給電圧と計量電圧が異なる場合の取扱い）にかかわらず，供給電圧と異なった電圧で計量することがあります。この場合，接続供給電力量および最大需要電力等は，計量された接続供給電力量および最大需要電力等を，供給電圧と同位にするために，あらかじめ契約者と当社との協議によって定められた損失修正率によって修正したものといたします。

⑹　分割接続供給の場合の取扱い

イ　この特別措置の適用を希望される場合は，あらかじめ双方の契約者で協議のうえ，当社へ申し出ていただきます。

ロ　この特別措置は，それぞれの契約者に係る接続送電サービスまたは臨時接続送電サービスに適用するものとし，それぞれの契約者に係る接続送電サービスまたは臨時接続送電サービスの取扱いは，⑴および⑵に準ずるものといたします。また，この場合は，33（料金の算定）⑿または⒀にもとづき料金の調整を行なうために，１供給地点につき，１接続送電サービスまたは１臨時接続送電サービスを適用したときの接続送電サービスまたは臨時接続送電サービスにおいてもこの特別措置を適用するものとし，当該接続送電サービスまたは臨時接続送電サービスの取扱いは，⑴および⑵に準ずるものといたします。

なお，揚水等損失率は，あらかじめ１年ごとに双方の契約者と当社との協議により供給地点ごとに定め，それぞれの契約者に係る接続送電サービス料金または臨時接続送電サービス料金および１供給地点につき，１接続送電サービスまたは１臨時接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービス料金または臨時接続送電サービス料金の算定にあたり，同一の値を

使用するものといたします。

３　発電量調整供給契約についての特別措置〔再生可能エネルギー発電設備〕

⑴　契約者が特定契約を締結している場合または特定送配電事業者が特定契約を締結している場合もしくは契約者が当社と再生可能エネルギー電気卸供給契約を締結し，指定した再生可能エネルギー発電設備から電気を調達する場合は，原則として，契約者または特定送配電事業者との間で発電量調整供給契約を締結し，特例発電バランシンググループを設定していただきます。この場合，契約者が締結する特定契約に係る再生可能エネルギー発電設備，特定送配電事業者が締結する特定契約に係る再生可能エネルギー発電設備および当社との再生可能エネルギー電気卸供給契約に係る再生可能エネルギー発電設備は，同一のバランシンググループに属することはできないものといたします。

⑵　⑴により発電量調整供給契約を締結する場合において，発電量調整供給契約（発電者から電気を受電する場合に限ります。）の申込みに先だち，契約者（当社と再生可能エネルギー電気卸供給契約を締結する契約者を除きます。）または特定送配電事業者は，受電地点特定番号を明らかにして，申込書（当社所定の様式によります。）により，受電側接続検討の申込みをしていただきます。

⑶　⑴により発電量調整供給契約を締結する場合において，発電者が特定契約を締結する電気事業者の変更を希望され，または契約者が当社もしくは特定送配電事業者との再生可能エネルギー電気卸供給契約の変更を希望されることにともない当該発電者に係る発電量調整供給契約を変更するときは，51（契約の変更）⑶に準じて契約を変更していただくことがあります。

⑷　⑴により発電量調整供給契約を締結する場合において，契約者が特定送配電事業者と再生可能エネルギー電気卸供給契約を締結し，指定した再生可能エネルギー発電設備から電気を調達することを希望されるときは，契約者は，当社が受電地点において発電量調整供給を行なう際に必要となる事項について，特定送配電事業者が当社に通知する旨を承諾した文書を提出してい

ただきます。

⑸　⑴により発電量調整供給契約を締結する場合において，契約者（特定送配電事業者が契約者となる場合を除きます。）が希望されるときは，契約者の指定する発電バランシンググループ（当該発電バランシンググループにおける特定契約が2016年４月１日以降に締結され，かつ，再生可能エネルギー特別措置法第２条第３項第５号に定めるバイオマスを電気に変換する認定発電設備〔以下「バイオマス発電設備」といいます。〕であって化石燃料を混焼するもの〔再生可能エネルギー特別措置法施行規則第14条第８号ニに定める地域資源バイオマス発電設備を除きます。〕であるときを除きます。）に係る料金および必要となるその他の供給条件は次のとおりといたします。

イ　８（契約の要件）⑵イは，適用いたしません。

ロ　発電量調整供給に係る料金は，18（料金）⑵にかかわらず，18（料金）⑵に定める料金，ホにより算定されるインバランスリスク料および再生可能エネルギー予測誤差対応調整力確保料といたします。ただし，契約者が当社と再生可能エネルギー電気卸供給契約を締結し，指定した再生可能エネルギー発電設備から電気を調達する場合は，インバランスリスク料および再生可能エネルギー予測誤差対応調整力確保料は申し受けません。

ハ　特例発電バランシンググループに係る発電量調整供給の料金単価は，23（発電量調整受電計画差対応電力）⑵イ㈠およびロ㈠にかかわらず，託送供給等約款料金算定規則第29条（卸電力取引所が公表する額に限ります。）にもとづき，30分ごとに算定される金額といたします。

ただし，契約者が特定契約を締結している場合の特例発電バランシンググループに係る発電量調整供給の料金単価は，23（発電量調整受電計画差対応電力）⑵イ㈠およびロ㈠にかかわらず，託送供給等約款料金算定規則附則第３条（卸電力取引所が公表する額に限ります。）にもとづき，30分ごとに算定される金額といたします。

この場合，23（発電量調整受電計画差対応電力）⑵イ㈡およびロ㈡にかかわらず，発電量調整受電計画差対応補給電力料金は，特例発電バランシ

ンググループに係る発電量調整供給およびその他の発電バランシンググループに係る発電量調整供給について，それぞれ23（発電量調整受電計画差対応電力）⑵イ㈡に準じて算定したものの合計とし，発電量調整受電計画差対応余剰電力料金は，特例発電バランシンググループに係る発電量調整供給およびその他の発電バランシンググループに係る発電量調整供給について，それぞれ23（発電量調整受電計画差対応電力）⑵ロ㈡に準じて算定したものの合計といたします。

ニ　特例発電バランシンググループに係る給電指令時補給電力料金単価は，26（給電指令時補給電力）⑵ニにかかわらず，託送供給等約款料金算定規則第29条（卸電力取引所が公表する額に限ります。）にもとづき，30分ごとに算定される金額といたします。

なお，契約者が特定契約を締結している場合の特例発電バランシンググループに係る給電指令時補給電力料金単価は，26（給電指令時補給電力）⑵ニにかかわらず，託送供給等約款料金算定規則附則第３条（卸電力取引所が公表する額に限ります。）にもとづき，30分ごとに算定される金額といたします。ただし，39（給電指令の実施等）⑵ホの場合で，ノンファーム電源に対して出力の抑制を実施したときの給電指令時補給電力料金単価は，39（給電指令の実施等）⑸により補給される電気を使用されているときの翌日取引を行なうための卸電力取引市場における30分ごとの売買取引の価格（売買取引に係る電力の受渡しが連系設備の送電容量等による制限を受けるものとして当社の供給区域において売買取引を行なうものに限ります。）に消費税等相当額を加えた金額とし，当社が30分ごとに設定するものといたします。

この場合，26（給電指令時補給電力）⑵ロにかかわらず，給電指令時補給電力料金は，特例発電バランシンググループに係る補給およびその他の発電バランシンググループに係る補給について，それぞれ26（給電指令時補給電力）⑵ロに準じて算定したものの合計といたします。

ホ　インバランスリスク料は，特例発電バランシンググループにおける30分

ごとの発電量調整受電電力量にインバランスリスク単価を適用してえられる金額のその１月の合計（合計額が負となる場合は零といたします。）といたします。また，再生可能エネルギー予測誤差対応調整力確保料は，特例発電バランシンググループにおける30分ごとの発電量調整受電電力量に，再生可能エネルギー予測誤差対応単価（再生可能エネルギー特別措置法施行規則に定める再生可能エネルギー予測誤差対応調整力確保に係る単価をいいます。）を適用してえられる金額のその１月の合計といたします。

ヘ　インバランスリスク料および再生可能エネルギー予測誤差対応調整力確保料について必要となるその他の事項については，発電量調整受電計画差対応補給電力料金に準じて次の各項によるものといたします。

㈠　29（料金の算定期間）

㈡　33（料金の算定）

㈢　34（支払義務の発生および支払期日）

㈣　35（料金その他の支払方法）

㈤　36（保証金）

㈥　48（違約金）

㈦　55（解約等）

ト　当社は，30分ごとの契約者が締結する特定契約または当社もしくは特定送配電事業者との再生可能エネルギー電気卸供給契約に係る発電量調整受電計画電力量を決定し，原則として発電量調整供給実施日の前々日の午後４時までに契約者に通知いたします。また，当社は，当該発電量調整受電計画電力量の見直しを行ない，変更後の発電量調整受電計画電力量を決定し，原則として発電量調整供給実施日の前日午前６時までに契約者に再通知いたします。

なお，契約者は，必要に応じて発電量調整受電計画電力量の決定に必要となる事項に関する文書を当社に提出していただきます。

チ　ローカル系統における電気の潮流が系統安定度等にもとづき算定される運用可能な容量を超過し，または超過するおそれがある場合で，当社がノ

ンファーム電源の出力の抑制に係る通知を発電者または契約者に行なったときは，トにかかわらず，契約者は，発電量調整受電計画電力量の見直しを行なっていただきます。

リ　契約者は，発電量調整供給の実施に先だち，変更後の発電量調整受電計画電力量にもとづき発電計画を当社所定の様式により電力広域的運営推進機関を通じて当社に通知していただきます。

ヌ　リで定めた計画を変更する必要が生じた場合には，すみやかに当社に通知していただきます。

ル　この料金その他の供給条件の適用を開始した後１年間はこの料金その他の供給条件の適用を継続していただきます。また，この料金その他の供給条件の適用を終了した後１年間はこの料金その他の供給条件を適用いたしません。

⑹　⑴により発電量調整供給契約を締結する場合において，契約者が当社と再生可能エネルギー電気卸供給契約を締結し，指定した再生可能エネルギー発電設備から電気を調達するときは，契約者の指定する発電バランシンググループ（⑸において，契約者が希望される場合を除きます。）に係る料金および必要となるその他の供給条件は次のとおりといたします。

イ　発電量調整供給に係る料金は，18（料金）⑵にかかわらず，18（料金）⑵に定める料金およびロにより算定されるインバランスリスク料といたします。

ロ　インバランスリスク料は，特例発電バランシンググループにおける30分ごとの発電量調整受電電力量にインバランスリスク単価を適用してえられる金額のその１月の合計（合計額が負となる場合は零といたします。）といたします。

ハ　インバランスリスク料について必要となるその他の事項については，発電量調整受電計画差対応余剰電力料金に準じて次の各項によるものといたします。

⑷　29（料金の算定期間）

㈡　33（料金の算定）

㈢　34（支払義務の発生および支払期日）

㈣　35（料金その他の支払方法）

⑺　(1)により発電量調整供給契約を締結する発電場所（低圧で受電する場合に限ります。）において，イに該当する複数の発電設備等（各発電設備等の出力が10キロワット未満の場合に限ります。また，特定送配電事業者が特定契約を締結する再生可能エネルギー発電設備を除きます。）を使用する発電場所で，契約者または発電契約者から適用の申出がある場合は，当分の間，必要となるその他の供給条件は，ロからホのとおりといたします。

イ　適　　用

次のいずれかに該当する場合に適用いたします。

㈠　特定契約に係る再生可能エネルギー発電設備とそれ以外の発電設備等を設置する発電場所で，特定契約に係る再生可能エネルギー発電設備以外の電気を発電契約者が受電する場合

㈡　特定契約に係る再生可能エネルギー発電設備を複数設置する発電場所で，契約者が特定契約を締結する再生可能エネルギー発電設備と当社が特定契約を締結する再生可能エネルギー発電設備が混在する場合または当社の再生可能エネルギー電気卸供給約款にもとづき指定した再生可能エネルギー発電設備から電気を調達する場合

ロ　供給および契約の単位

当社は，15（供給および契約の単位）(1)にかかわらず，１発電場所について１系統連系受電サービスを適用（当社が特定契約を締結している場合〔発電契約者が発電者との間で電力受給に関する契約を締結している場合を除きます。〕を除きます。）し，１電気方式，１引込，２計量をもって発電量調整供給を行ないます。この場合，当該発電場所に係る発電バランシンググループは，計量区分ごとに発電バランシンググループを設定していただきます。

ハ　計　　量

当社は，30（計量）⑴にかかわらず，発電量調整受電電力量は，受電地点ごとに取り付けた記録型等計量器および複数の発電設備等を区分するために取り付けた記録型等計量器により，受電電圧と同位の電圧で，30分単位で計量いたします。また，受電地点に取り付けた記録型等計量器で計量された電力量と複数の発電設備等を区分するために取り付けた記録型等計量器で計量された電力量の差し引きにより，30分ごとに，発電バランシンググループごとに，電力量を仕訳いたします。この場合，31（電力および電力量の算定）の電力および電力量の算定上，仕訳後の電力量を受電地点で計量された電力量とみなします。

ニ　38（託送供給等の実施）⑶へは，適用いたしません。

ホ　イの適用を廃止しようとされる場合またはイの適用に該当しなくなった場合は，当該発電場所に係る取扱いを終了させるための適当な処置を行ないます。

なお，必要に応じて契約者，発電契約者および発電者に協力していただきます。

⑻　契約者が化石燃料を混焼するバイオマス発電設備から契約者が締結する特定契約に係る電気を受電する場合，当該バイオマス発電設備に係る発電量調整受電電力量は，次のとおりといたします。

イ　特例発電バランシンググループに係る発電量調整受電電力量は，当該バイオマス発電設備の受電地点で30分ごとに計量された電力量に，当該バイオマス発電設備のバイオマス比率（発電によりえられる電気の量に占めるバイオマスを変換してえられる電気の量の割合をいい，特定契約の料金の算定期間ごとに算定される値といたします。）を乗じてえた値とし，30分ごとに算定いたします。

ロ　契約者は，当該バイオマス発電設備の受電地点において他の特例発電バランシンググループに係る発電量調整供給契約等と同一計量する場合は，イの電力量の仕訳に係る順位を，38（託送供給等の実施）⑶へに準じて電

力広域的運営推進機関を通じて当社に通知していただきます。

ハ　イのバイオマス比率は，算定後すみやかに契約者から当社に通知していただきます。この場合，当社は，必要に応じて，バイオマス比率の算定根拠に関する文書を契約者から提出していただきます。

ニ　特例発電バランシンググループと同一計量する発電バランシンググループに係る発電量調整受電電力量は，当該バイオマス発電設備の受電地点で計量された30分ごとの電力量からイおよびロにより算定された特例発電バランシンググループに係る30分ごとの発電量調整受電電力量を差し引いた値にもとづき，本則に準じて算定いたします。

⑼　その他の事項については，発電契約者および発電者の場合に準ずるものといたします。

４　受電電圧または供給電圧と計量電圧が異なる場合の取扱い

発電量調整受電電力量，接続供給電力量，最大連系電力等および最大需要電力等は，30（計量）にかかわらず，当分の間，やむをえない場合には，受電電圧または供給電圧と異なった電圧で計量いたします。この場合，発電量調整受電電力量，接続供給電力量，最大連系電力等および最大需要電力等は，計量された発電量調整受電電力量，接続供給電力量，最大連系電力等および最大需要電力等を，受電電圧または供給電圧と同位にするために，原則として３パーセントの損失修正率によって修正したものといたします。

５　記録型等計量器以外の計量器で計量する場合の特別措置

⑴　低圧で供給する場合で，30分ごとに計量することができない計量器（以下「記録型等計量器以外の計量器」といいます。）で計量するときの接続供給電力量および接続送電サービス契約電力については，次のとおりといたします。

イ　移行期間における30分ごとの接続供給電力量

その１月のうち記録型等計量器以外の計量器で計量する期間（以下「移行期間」といいます。）における30分ごとの接続供給電力量は，移行期間

において計量された接続供給電力量を移行期間における30分ごとの接続供給電力量として均等に配分してえられる値といたします。ただし，移行期間の接続供給電力量を時間帯区分ごとに計量する場合は，移行期間において各時間帯区分ごとに計量された接続供給電力量をそれぞれの時間帯区分の30分ごとの接続供給電力量として均等に配分してえられる値といたします。

ロ　移行期間において料金の変更があった場合の30分ごとの接続供給電力量

ハ，19（接続送電サービス）⑵イ㈡，㈣または20（臨時接続送電サービス）⑵イによって，接続送電サービス契約電力，接続送電サービス契約容量，臨時接続送電サービス契約容量または臨時接続送電サービス契約電力を定める場合で，移行期間において，接続送電サービスの種別，臨時接続送電サービスの種別，接続送電サービス契約電力，接続送電サービス契約容量，臨時接続送電サービス契約容量，臨時接続送電サービス契約電力等を変更したことにより，料金に変更があったときは，移行期間における接続供給電力量を，料金の変更のあった日の前後の期間の日数にそれぞれ接続送電サービス契約電力，接続送電サービス契約容量，臨時接続送電サービス契約容量または臨時接続送電サービス契約電力を乗じた値の比率により区分して算定いたします。

この場合，移行期間における料金の変更のあった日の前後の接続供給電力量を，イに準じて，30分ごとの接続供給電力量として均等に配分いたします。

ハ　接続送電サービス契約電力

契約者が19（接続送電サービス）⑵イ㈠によって接続送電サービス契約電力を定めることを希望される場合は，当分の間，19（接続送電サービス）⑵イ㈠にかかわらず，供給地点ごとに，負荷設備の容量等を基準として，契約者と当社との協議によって定めることがあります。

⑵　発電量調整供給の場合で，当該発電量調整供給に係る発電量調整受電電力量を記録型等計量器以外の計量器で計量するときの30分ごとの発電量調整受

電電力量は，当分の間，発電契約者と当社との協議によって定めます。

６　発電量調整供給に係る発電設備等が調整電源に該当する場合の特別措置

⑴　１発電場所において，調整電源に該当する発電設備等が複数存在する場合で，当該複数の調整電源のうち，一部の調整電源の故障等が発生したときは，31（電力および電力量の算定）⑳イおよび㉑イにおける発電量調整受電計画差対応補給電力量および発電量調整受電計画差対応余剰電力量の算定上，31（電力および電力量の算定）⑵イにかかわらず，発電契約者と当社との協議によってその30分ごとに定めた値を，当該受電地点におけるその30分ごとの発電量調整受電電力量とみなします。

⑵　１発電場所において，調整電源に該当する発電設備等と調整電源に該当しない発電設備等が混在する場合は，調整電源に該当する発電設備等と調整電源に該当しない発電設備等を異なる発電バランシンググループに設定していただきます。また，当該受電地点における30分ごとの電力量および電力量の計画値は，発電契約者と当社との協議によって発電バランシンググループごとに定めます。この場合，31（電力および電力量の算定）の電力および電力量の算定上，協議により定めた値を，当該受電地点において30分ごとに計量された電力量および当該受電地点において当社が発電契約者から受電する電気の30分ごとの電力量の計画値とみなします。

７　損害賠償の免責についての特別措置〔再生可能エネルギー発電設備〕

発電者が再生可能エネルギー特別措置法附則第４条第１項に定める旧特定供給者に該当する場合で，39（給電指令の実施等）によって発電者の発電もしくは放電を制限し，または中止したことにより，発電者が損害（再生可能エネルギー特別措置法施行規則第14条第８号トにおいて特定契約申込者が補償を求めることができるとされている場合の損害に限ります。）を受けたときは，49（損害賠償の免責）⑴にかかわらず，発電契約者の求めに応じ，当社は，当該損害について，再生可能エネルギー特別措置法施行規則第14条第８号トに定める額を限度として，補償するものといたします。

なお，当社は，同一の原因により発電契約者または発電者の受けた当該損害について，賠償の責めを負いません。

８　みなし登録特定送配電事業者についての特別措置

この約款実施の際現に改正前の電気事業法附則第４条第２項に規定されるみなし登録特定送配電事業者が，特定送配電事業の用に供するための託送供給を行なう場合の料金および必要となるその他の供給条件のうち，この約款によりがたい事項については，みなし登録特定送配電事業者と当社との協議によって定めます。

９　軽負荷期等における電気の使用に係る特別措置

⑴　需要者の発電設備の停止または出力の抑制により生じた不足電力の補給にあてるための電気を使用される場合における特別措置

イに定める適用範囲に該当する接続供給契約で，あらかじめ契約者からこの特別措置の適用の申出がある場合の料金および必要となるその他の供給条件は，当分の間，次のとおりといたします。

イ　適用範囲

契約者が次の時間帯に，19（接続送電サービス）⑵ニによって接続送電サービス契約電力を定める供給地点において，需要者の発電設備の停止または出力の抑制により生じた不足電力の補給にあてるための電気を使用する場合に適用いたします。

㈠　軽負荷期（毎年４月１日から５月31日までおよび10月１日から11月30日までの期間をいいます。）における平日（毎年10月1日から11月30日までの期間を除きます。），土曜日，日曜日，「国民の祝日に関する法律」に規定する休日の午前８時から午後４時までの時間

㈡　再生可能エネルギー発電設備出力抑制対象時間（当社が再生可能エネルギー発電設備の出力抑制の可能性または出力抑制の要請を公表した場合における当該出力抑制の対象となる時間帯をいいます。）

ロ　特別措置の適用申込みおよび使用の申出

⑴　契約者は，この特別措置の適用を希望する供給地点に係る事項（需要者の名称，需要場所〔供給地点特定番号を含みます。〕）を明らかにして，当社所定の様式により，申込みをしていただきます。

⑵　原則として，当社が指定する期限までに，使用の申出をしていただきます。

⑶　15（供給および契約の単位）⑵ロによって当社が分割接続供給を行なう場合で，この特別措置の適用を希望され，需要者の発電設備の停止または出力の抑制により生じた不足電力の補給にあてるための電気を使用されるときは，あらかじめ双方の契約者で協議のうえ，⑴および⑵に準じて，申込みおよび申出をしていただきます。

ハ　接続送電サービス契約電力

接続送電サービス契約電力は，19（接続送電サービス）⑵ニによって定めた値といたします。

なお，19（接続送電サービス）⑵ニの不足電力の補給にあてるための電気の供給分以外の供給分の算定上，この特別措置により電気を使用されたその１月の最大需要電力等は，その１月の最大需要電力等から19（接続送電サービス）⑵ニの契約者と当社との協議によって定めた値を差し引いたものといたします。

また，１年間を通じての最大需要電力等が夜間時間に発生するときの昼間時間最大電力は，19（接続送電サービス）⑷ロにかかわらず，⑴とし，ピークシフト電力は，19（接続送電サービス）⑷ハにかかわらず，⑵といたします。

⑴　昼間時間最大電力

昼間時間最大電力は，需要場所における負荷設備および受電設備の内容，１年間を通じての昼間時間における最大の負荷，同一業種の負荷率，操業度等を基準として，契約者と当社との協議により，適用の対象とする供給地点ごとに定めます。また，分割接続供給の場合は，それぞ

れの契約者に係る昼間時間最大電力とあわせて，33（料金の算定）⑿にもとづき料金の調整を行なうために，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用したときの昼間時間最大電力を双方の契約者と当社との協議によって定めます。ただし，19（接続送電サービス）⑵イによって接続送電サービス契約電力を定める場合の昼間時間最大電力は，１年を通じての昼間時間における接続供給電力（分割接続供給の場合は，33〔料金の算定〕⑿にもとづき料金の調整を行なうために，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用したときの接続供給電力は仕訳前の電力量によって算定いたします。）の最大値といたします。また，19（接続送電サービス）⑵ニによって接続送電サービス契約電力を定める場合で，需要者の発電設備の検査，補修，事故（停電による停止等を含みます。）または，当社が，イ㈠または㈡の時間帯に，需要者の発電設備を停止または出力を抑制したことにより生じた不足電力の補給にあてるための電気の供給分以外の供給分について，19（接続送電サービス）⑵イに準じて値を定めるときの昼間時間最大電力は，昼間時間における30分ごとの接続供給電力量（分割接続供給の場合は，33〔料金の算定〕⑿にもとづき料金の調整を行なうために，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用したときの接続供給電力量は仕訳前の電力量といたします。）からその30分の当該電気の使用分（契約者と当社との協議によりあらかじめ定めた方法によって算定いたします。）を差し引いた値を２倍した値の１年を通じての最大値に，19（接続送電サービス）⑵ニで原則として需要者の発電設備の容量を基準として契約者と当社との協議によって定めた値を加えたものといたします。

㈡　ピークシフト電力

ピークシフト電力は，需要者の負荷移行により昼間時間から夜間時間に移行された増分電力をいい，適用の対象とする供給地点ごとに，１月につき次のとおり算定いたします。また，分割接続供給の場合は，それぞれの契約者に係るピークシフト電力とあわせて，33（料金の算定）⑿

にもとづき料金の調整を行なうために，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用したときのピークシフト電力を，１月につき次のとおり算定いたします。

なお，19（接続送電サービス）⑵イによって接続送電サービス契約電力を定める場合は，次の式における適用の対象とする供給地点の接続送電サービス契約電力は，当該供給地点の１年を通じての夜間時間における最大需要電力等といたします。

また，19（接続送電サービス）⑵ニによって接続送電サービス契約電力を定める場合で，需要者の発電設備の検査，補修，事故（停電による停止等を含みます。）または，当社が，イ㈠または㈡の時間帯に，需要者の発電設備を停止または出力を抑制したことにより生じた不足電力の補給にあてるための電気の供給分以外の供給分について，19（接続送電サービス）⑵イに準じて値を定めるときは，次の式における適用の対象とする供給地点の接続送電サービス契約電力は，当該供給地点の夜間時間における30分ごとの接続供給電力量からその30分の当該不足電力の補給にあてるための電気の使用分（契約者と当社との協議によりあらかじめ定めた方法によって算定いたします。）を差し引いた値を２倍した値の１年を通じての最大値に，19（接続送電サービス）⑵ニで原則として需要者の発電設備の容量を基準として契約者と当社との協議によって定めた値を加えたものといたします。

ピークシフト電力
＝適用の対象とする供給地点の接続送電サービス契約電力
－当該供給地点の昼間時間最大電力

なお，各月の昼間時間における接続供給電力の最大値の実績等から，ピークシフト電力が不適当と認められる場合には，すみやかに昼間時間最大電力を修正のうえ，ピークシフト電力を適正なものに変更していただきます。

ニ　接続送電サービス料金

この特別措置により電気を使用したときの基本料金は，19（接続送電サービス）(3)ロ(イ) c (a)，(ロ) c (a)，ハ(イ) c (a)または(ロ) c (a)における需要者の発電設備の検査，補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気をまったく使用しないときに準じて算定いたします。ただし，その１月にこの特別措置により電気を使用し，かつ，需要者の発電設備の検査，補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気を使用したときの基本料金は，19（接続送電サービス）(3)ロ(イ) c (a)，(ロ) c (a)，ハ(イ) c (a)または(ロ) c (a)に準じて算定いたします。

ホ　そ の 他

(イ)　当社は，契約者との間で，この特別措置の適用に必要となる事項について，別途覚書を締結することがあります。

(ロ)　当社は，電気の需給状況その他によってやむをえない場合には，この特別措置の適用をしないことがあります。

(2)　１年間を通じての最大需要電力等が負荷移行先時間に発生する場合の取扱いについての特別措置

イ　19（接続送電サービス）(4)の適用を受ける供給地点において，需要者が軽負荷期における土曜日の午前８時から午後４時までの時間または再生可能エネルギー発電設備出力抑制対象時間に負荷移行を行ない，１年間を通じての最大需要電力等が負荷移行先時間（夜間時間，軽負荷期における土曜日の午前８時から午後４時までの時間および再生可能エネルギー発電設備出力抑制対象時間をいいます。）に発生する場合で，契約者と当社との協議がととのったときのその供給地点の各月の接続送電サービス料金は，当分の間，19（接続送電サービス）(4)にかかわらず，19（接続送電サービス）(3)によって算定された金額から(イ)によって算定されたピークシフト割引額を差し引いたものといたします。

㈠　ピークシフト割引額

ピークシフト割引額は，19（接続送電サービス）⑷イに準じて算定された金額といたします。この場合，19（接続送電サービス）⑷イにいうハのピークシフト電力は，㈡のピークシフト電力といたします。

㈡　負荷移行元時間最大電力

１年間を通じての負荷移行元時間（負荷移行先時間以外の時間をいいます。）における最大の接続供給電力（以下「負荷移行元時間最大電力」といいます。）は，需要場所における負荷設備および受電設備の内容，１年間を通じての負荷移行元時間における最大の負荷，同一業種の負荷率，操業度等を基準として，契約者と当社との協議により，適用の対象とする供給地点ごとに定めます。また，分割接続供給の場合は，それぞれの契約者に係る負荷移行元時間最大電力とあわせて，33（料金の算定）⑿にもとづき料金の調整を行なうために，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用したときの負荷移行元時間最大電力を双方の契約者と当社との協議によって定めます。ただし，19（接続送電サービス）⑵イによって接続送電サービス契約電力を定める場合の負荷移行元時間最大電力は，１年を通じての負荷移行元時間における接続供給電力（分割接続供給の場合は，33〔料金の算定〕⑿にもとづき料金の調整を行なうために，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用したときの接続供給電力は仕訳前の電力量によって算定いたします。）の最大値といたします。また，19（接続送電サービス）⑵ニによって接続送電サービス契約電力を定める場合で，需要者の発電設備の検査，補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気の供給分以外の供給分について，19（接続送電サービス）⑵イに準じて値を定めるときの負荷移行元時間最大電力は，負荷移行元時間における30分ごとの接続供給電力量（分割接続供給の場合は，33〔料金の算定〕⑿にもとづき料金の調整を行なうために，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用したときの接続供給電力量は仕訳前の電力量

といたします。）からその30分の当該電気の使用分（契約者と当社との協議によりあらかじめ定めた方法によって算定いたします。）を差し引いた値を２倍した値の１年を通じての最大値に，19（接続送電サービス）⑵ニで原則として需要者の発電設備の容量を基準として契約者と当社との協議によって定めた値を加えたものといたします。

㈠　ピークシフト電力

ピークシフト電力は，適用の対象とする供給地点ごとに，１月につき次のとおり算定いたします。また，分割接続供給の場合は，それぞれの契約者に係るピークシフト電力とあわせて，33（料金の算定）⑿にもとづき料金の調整を行なうために，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用したときのピークシフト電力を，１月につき次のとおり算定いたします。

なお，19（接続送電サービス）⑵イによって接続送電サービス契約電力を定める場合は，次の式における適用の対象とする供給地点の接続送電サービス契約電力は，当該供給地点の１年を通じての負荷移行先時間における最大需要電力等といたします。

また，19（接続送電サービス）⑵ニによって接続送電サービス契約電力を定める場合で，需要者の発電設備の検査，補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気の供給分以外の供給分について，19（接続送電サービス）⑵イに準じて値を定めるときは，次の式における適用の対象とする供給地点の接続送電サービス契約電力は，当該供給地点の負荷移行先時間における30分ごとの接続供給電力量からその30分の当該不足電力の補給にあてるための電気の使用分（契約者と当社との協議によりあらかじめ定めた方法によって算定いたします。）を差し引いた値を２倍した値の１年を通じての最大値に，19（接続送電サービス）⑵ニで原則として需要者の発電設備の容量を基準として契約者と当社との協議によって定めた値を加えたものといたします。

ピークシフト電力

＝適用の対象とする供給地点の接続送電サービス契約電力

－当該供給地点の負荷移行元時間最大電力

なお，各月の負荷移行元時間における接続供給電力の最大値の実績等から，ピークシフト電力が不適当と認められる場合には，すみやかに負荷移行元時間最大電力を修正のうえ，ピークシフト電力を適正なものに変更していただきます。

㈡　１年間を通じて負荷移行先時間に最大需要電力等が発生しないことが明らかになった場合等については，この取扱いの適用をただちに解消いたします。

なお，それが19（接続送電サービス）⑷の取扱い適用後１年に満たない場合は，既に適用したピークシフト割引額（19〔接続送電サービス〕⑷によって適用したピークシフト割引額を含みます。）の合計金額をこの取扱いの適用が解消された月の接続送電サービス料金に加算したものをその月の接続送電サービス料金として算定いたします。

また，この取扱いの適用が解消された後１年に満たない場合は，この取扱いを適用いたしません。

㈢　この特別措置の適用にともない，19（接続送電サービス）⑷ニに該当する場合であっても，19（接続送電サービス）⑷ニに定める適用後１年に満たない場合の取扱いは適用いたしません。

ロ　高圧または特別高圧で供給する場合で，需要者が負荷移行元時間から負荷移行先時間への負荷移行を行なった結果，１年間を通じての最大需要電力等が負荷移行先時間に発生し，かつ，契約者が標準接続送電サービスまたは時間帯別接続送電サービスの適用を受け，契約者と当社との協議がととのったときのその供給地点の各月の接続送電サービス料金は，当分の間，19（接続送電サービス）⑶によって算定された金額から，㈠によって算定されたピークシフト割引額を差し引いたものといたします。

㈠　ピークシフト割引額

ピークシフト割引額は，19（接続送電サービス）⑷イに準じて算定された金額といたします。この場合，19（接続送電サービス）⑷イにいうハのピークシフト電力は，㈡のピークシフト電力といたします。

㈡　負荷移行元時間最大電力

１年間を通じての負荷移行元時間最大電力は，需要場所における負荷設備および受電設備の内容，１年間を通じての負荷移行元時間における最大の負荷，同一業種の負荷率，操業度等を基準として，契約者と当社との協議により，適用の対象とする供給地点ごとに定めます。また，分割接続供給の場合は，それぞれの契約者に係る負荷移行元時間最大電力とあわせて，33（料金の算定）⑿にもとづき料金の調整を行なうために，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用したときの負荷移行元時間最大電力を双方の契約者と当社との協議によって定めます。ただし，19（接続送電サービス）⑵イによって接続送電サービス契約電力を定める場合の負荷移行元時間最大電力は，１年を通じての負荷移行元時間における接続供給電力（分割接続供給の場合は，33〔料金の算定〕⑿にもとづき料金の調整を行なうために，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用したときの接続供給電力は仕訳前の電力量によって算定いたします。）の最大値といたします。また，19（接続送電サービス）⑵ニによって接続送電サービス契約電力を定める場合で，需要者の発電設備の検査，補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気の供給分以外の供給分について，19（接続送電サービス）⑵イに準じて値を定めるときの負荷移行元時間最大電力は，負荷移行元時間における30分ごとの接続供給電力量（分割接続供給の場合は，33〔料金の算定〕⑿にもとづき料金の調整を行なうために，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用したときの接続供給電力量は仕訳前の電力量といたします。）からその30分の当該電気の使用分（契約者と当社との協議によりあらかじめ定めた方法によって

算定いたします。）を差し引いた値を２倍した値の１年を通じての最大値に，19（接続送電サービス）⑵ニで原則として需要者の発電設備の容量を基準として契約者と当社との協議によって定めた値を加えたものといたします。

㈠　ピークシフト電力

ピークシフト電力は，需要者の負荷移行により負荷移行元時間から負荷移行先時間に移行された増分電力をいい，適用の対象とする供給地点ごとに，１月につき次のとおり算定いたします。また，分割接続供給の場合は，それぞれの契約者に係るピークシフト電力とあわせて，33（料金の算定）⑿にもとづき料金の調整を行なうために，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用したときのピークシフト電力を，１月につき次のとおり算定いたします。

なお，19（接続送電サービス）⑵イによって接続送電サービス契約電力を定める場合は，次の式における適用の対象とする供給地点の接続送電サービス契約電力は，当該供給地点の１年を通じての負荷移行先時間における最大需要電力等といたします。

また，19（接続送電サービス）⑵ニによって接続送電サービス契約電力を定める場合で，需要者の発電設備の検査，補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気の供給分以外の供給分について，19（接続送電サービス）⑵イに準じて値を定めるときは，次の式における適用の対象とする供給地点の接続送電サービス契約電力は，当該供給地点の負荷移行先時間における30分ごとの接続供給電力量からその30分の当該不足電力の補給にあてるための電気の使用分（契約者と当社との協議によりあらかじめ定めた方法によって算定いたします。）を差し引いた値を２倍した値の１年を通じての最大値に，19（接続送電サービス）⑵ニで原則として需要者の発電設備の容量を基準として契約者と当社との協議によって定めた値を加えたものといたします。

ピークシフト電力

＝適用の対象とする供給地点の接続送電サービス契約電力

－当該供給地点の負荷移行元時間最大電力

なお，各月の負荷移行元時間における接続供給電力の最大値の実績等から，ピークシフト電力が不適当と認められる場合には，すみやかに負荷移行元時間最大電力を修正のうえ，ピークシフト電力を適正なものに変更していただきます。

㈡　１年間を通じて負荷移行先時間に最大需要電力等が発生しないことが明らかになった場合等については，この取扱いの適用をただちに解消いたします。

なお，それがこの取扱い適用後１年に満たない場合は，既に適用したピークシフト割引額の合計金額をこの取扱いの適用が解消された月の接続送電サービス料金に加算したものをその月の接続送電サービス料金として算定いたします。

また，この取扱いの適用が解消された後１年に満たない場合は，この取扱いを適用いたしません。

ハ　附則２（揚水発電設備等が設置された需要場所に接続供給を行なう場合の特別措置）の適用を受け，かつ，イまたはロの適用を受ける場合のピークシフト電力は，附則２（揚水発電設備等が設置された需要場所に接続供給を行なう場合の特別措置）⑵ロまたはイ㈠もしくはロ㈠にかかわらず，適用の対象とする供給地点の接続送電サービス契約電力から適用の対象とする供給地点の１年間を通じての負荷移行元時間における接続供給電力の最大値を差し引いた値を上限として，負荷移行先時間に移行する負荷設備の容量（キロワット），揚水最大電力等およびその他最大電力等ならびに揚水等損失率等にもとづき，あらかじめ契約者と当社との協議によって定めます。

なお，分割接続供給の場合は，それぞれの契約者に係るピークシフト電力とあわせて，33（料金の算定）⑿にもとづき料金の調整を行なうために，

1供給地点につき，1接続送電サービスを適用したときのピークシフト電力を，あらかじめ双方の契約者と当社との協議によって定めます。

また，各月の負荷移行元時間における接続供給電力の最大値の実績等から，ピークシフト電力が不適当と認められる場合には，すみやかに負荷移行元時間最大電力を修正のうえ，ピークシフト電力を適正なものに変更していただきます。

ニ　(1)の適用を受け，かつ，イまたはロの適用を受ける場合の負荷移行元時間最大電力は，イ(ロ)またはロ(ロ)にかかわらず，(イ)とし，ピークシフト電力は，(1)ハ(ロ)またはイ(ハ)もしくはロ(ハ)にかかわらず，(ロ)といたします。

(イ)　負荷移行元時間最大電力

負荷移行元時間最大電力は，需要場所における負荷設備および受電設備の内容，1年間を通じての負荷移行元時間における最大の負荷，同一業種の負荷率，操業度等を基準として，契約者と当社との協議により，適用の対象とする供給地点ごとに定めます。また，分割接続供給の場合は，それぞれの契約者に係る負荷移行元時間最大電力とあわせて，33（料金の算定）(12)にもとづき料金の調整を行なうために，1供給地点につき，1接続送電サービスを適用したときの負荷移行元時間最大電力を双方の契約者と当社との協議によって定めます。ただし，19（接続送電サービス）(2)イによって接続送電サービス契約電力を定める場合の負荷移行元時間最大電力は，1年を通じての負荷移行元時間における接続供給電力（分割接続供給の場合は，33〔料金の算定〕(12)にもとづき料金の調整を行なうために，1供給地点につき，1接続送電サービスを適用したときの接続供給電力は仕訳前の電力量によって算定いたします。）の最大値といたします。また，19（接続送電サービス）(2)ニによって接続送電サービス契約電力を定める場合で，需要者の発電設備の検査，補修，事故（停電による停止等を含みます。）または，当社が，(1)イ(イ)または(ロ)の時間帯に，需要者の発電設備を停止または出力を抑制したことにより生じた不足電力の補給にあてるた

めの電気の供給分以外の供給分について，19（接続送電サービス）⑵イに準じて値を定めるときの負荷移行元時間最大電力は，負荷移行元時間における30分ごとの接続供給電力量（分割接続供給の場合は，33〔料金の算定〕⑿にもとづき料金の調整を行なうために，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用したときの接続供給電力量は仕訳前の電力量といたします。）からその30分の当該電気の使用分（契約者と当社との協議によりあらかじめ定めた方法によって算定いたします。）を差し引いた値を２倍した値の１年を通じての最大値に，19（接続送電サービス）⑵ニで原則として需要者の発電設備の容量を基準として契約者と当社との協議によって定めた値を加えたものといたします。

⑵　ピークシフト電力

ピークシフト電力は，適用の対象とする供給地点ごとに，１月につき次のとおり算定いたします。また，分割接続供給の場合は，それぞれの契約者に係るピークシフト電力とあわせて，33（料金の算定）⑿にもとづき料金の調整を行なうために，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用したときのピークシフト電力を，１月につき次のとおり算定いたします。

なお，19（接続送電サービス）⑵イによって接続送電サービス契約電力を定める場合は，次の式における適用の対象とする供給地点の接続送電サービス契約電力は，当該供給地点の１年を通じての負荷移行先時間における最大需要電力等といたします。

また，19（接続送電サービス）⑵ニによって接続送電サービス契約電力を定める場合で，需要者の発電設備の検査，補修，事故（停電による停止等を含みます。）または，当社が，⑴イ㈠または⑵の時間帯に，需要者の発電設備を停止または出力を抑制したことにより生じた不足電力の補給にあてるための電気の供給分以外の供給分について，19（接続送電サービス）⑵イに準じて値を定めるときは，次の式における適用の対

象とする供給地点の接続送電サービス契約電力は，当該供給地点の負荷移行先時間における30分ごとの接続供給電力量からその30分の当該不足電力の補給にあてるための電気の使用分（契約者と当社との協議によりあらかじめ定めた方法によって算定いたします。）を差し引いた値を２倍した値の１年を通じての最大値に，19（接続送電サービス）⑵ニで原則として需要者の発電設備の容量を基準として契約者と当社との協議によって定めた値を加えたものといたします。

ピークシフト電力
＝適用の対象とする供給地点の接続送電サービス契約電力
－当該供給地点の負荷移行元時間最大電力

なお，各月の負荷移行元時間における接続供給電力の最大値の実績等から，ピークシフト電力が不適当と認められる場合には，すみやかに負荷移行元時間最大電力を修正のうえ，ピークシフト電力を適正なものに変更していただきます。

10　再エネ海域利用法に係る特別措置

再エネ海域利用法第８条第１項の規定による海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域の指定に関する国からの要請による受電側接続検討について，電力広域的運営推進機関から依頼を受けた場合は，受電側接続検討の申込みがなされたものとみなし，９（検討および契約の申込み）⑴にもとづき受電側接続検討をいたします。この場合，検討料については，選定事業者を発電者とする発電契約者から申し受けます。

11　給電指令時補給電力料金に係る特別措置

39（給電指令の実施等）⑵への場合で，連系に係る受電側接続検討申込書類を当社が2023年１月31日までに受領し，当該受電側接続検討を当社が2023年３月31日までに受け付けたノンファーム電源（ローカル系統の増強に要する工事費負担金を当社が申し受けた発電設備等に限ります。以下「みなしファーム電源」といいます。）に対して出力の抑制を実施したときは，26（給電指令時補

給電力）⑵ニ，31（電力および電力量の算定）⑱ロおよび⑲ロにおいて，当該発電設備等をファーム電源として取り扱います。

12　バランシンググループの設定に係る特別措置

契約者，発電契約者または需要抑制契約者が配電事業者（当社供給区域内において事業を営むものに限ります。）の供給区域において配電事業者の託送供給等約款（電気事業法第27条の12の11第１項にもとづき配電事業者が経済産業大臣に届け出たものをいい，電気事業法第27条の12の11第２項ただし書にもとづき経済産業大臣の承認を受けた料金その他の供給条件を含みます。以下「配電事業者の約款」といいます。）により託送供給または電力量調整供給を受ける場合で，当該配電事業者の配電事業に係る業務の一部（発電量調整受電計画差対応電力，接続対象計画差対応電力および需要抑制量調整受電計画差対応電力の不足電力の補給または送電超過分電力もしくは抑制超過分電力の購入ならびに給電指令等により生じた不足電力の補給に係る業務といたします。）について，当該配電事業者と当社との間で受委託に関する契約を締結し，かつ，契約者，発電契約者または需要抑制契約者が当該配電事業者の供給区域における需要場所または発電場所（調整電源に該当する発電場所を除きます。）をこの約款で設定する需要バランシンググループ，発電バランシンググループまたは需要抑制バランシンググループに属することを希望されるときの料金および必要となるその他の供給条件は，当分の間，次のとおりといたします。

⑴　代表契約者の選任

契約者および配電事業者の約款に定める契約者が複数となる場合で，１需要バランシンググループを設定することを希望されるときは，次のとおりとしていただきます。

イ　４（代表契約者の選任）にかかわらず，自己等への電気の供給の用に供するための接続供給契約の場合を除き，１需要バランシンググループを設定することを希望されるすべての者がこの約款にもとづいて当社と接続供給契約を締結するものとし，１接続供給契約における契約者を複数としていただきます。この場合，当該接続供給契約においては１需要バランシン

ググループを設定するものとし，この約款に関する当社との協議および接続供給の実施に関する事項についての権限を複数の契約者全員から委任された契約者を，代表契約者としてあらかじめ選任していただき，かつ，契約者が行なう，当社との手続きおよび協議，この約款に定める金銭債務の支払い等は，代表契約者を通じて行なっていただきます。また，当社は，契約者との協議および契約者への通知を代表契約者に対して行ないます。ただし，当社は，必要に応じて，代表契約者以外の契約者と，協議等をさせていただくことがあります。

ロ　契約者は，配電事業者と締結する接続供給契約においても，イによって代表契約者に選任された契約者を代表契約者としてあらかじめ選任していただきます。ただし，イによって代表契約者に選任された契約者と配電事業者が接続供給契約を締結し，イにおいて１需要バランシンググループを設定する他の契約者が当該配電事業者と接続供給契約を締結しない場合を除きます。

⑵　契約の要件

需要抑制契約者が需要抑制量調整供給契約を希望される場合で，需要抑制契約者が特定卸供給を行なう事業を営むものであるときは，８（契約の要件）⑷イにかかわらず，次のいずれにも該当すること。

イ　需要者（配電事業者の約款に定める需要者を含みます。）に対して，次の㈠および㈡の事項を定めた需要抑制に関する計画を適時に策定し，当該計画にしたがって適切な需要抑制の指示を適時に出すことができること。

㈠　需要抑制量（１キロワットをこえる電気を抑制しようとするものに限ります。）

㈡　需要抑制の実施頻度および時期

ロ　イによってえられた100キロワットをこえる電気（配電事業者の約款に定める需要抑制量調整供給契約における電気を含みます。）を供給しようとするものであること。

ハ　電気の安定かつ適正な供給を確保するための適切な需給管理体制および

情報管理体制を確立し，実施および維持することができること。

ニ　需要者の保護の観点から適切な情報管理体制を確立し，実施および維持できること。

ホ　需要者と電力需給に関する契約等を締結している契約者が供給力を確保するよう，当該契約者と需要抑制契約者との間または当該契約者と需要者との間で適切な契約がなされていること。

⑶　供給および契約の単位

イ　接続供給の場合，契約者は配電事業者の供給区域における需要場所について，この約款で設定する需要バランシンググループと同一の需要バランシンググループを設定していただきます。

ロ　発電量調整供給の場合，発電契約者は配電事業者の供給区域における発電場所（調整電源に該当する場合を除きます。）について，この約款で設定する発電バランシンググループと同一の発電バランシンググループを設定していただきます。

ハ　需要抑制量調整供給の場合，需要抑制契約者は配電事業者の供給区域における需要場所について，この約款で設定する需要抑制バランシンググループと同一の需要抑制バランシンググループを設定していただきます。

なお，需要抑制契約者は，需要者（配電事業者の約款に定める需要者を含みます。）と電力需給に関する契約等を締結している契約者が同一で，かつ，需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量および需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量の算定方法（31〔電力および電力量の算定〕⑭イまたはロならびに配電事業者の約款に定める需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量および需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量の算定方法をいいます。）が同一となるように需要抑制バランシンググループを設定していただきます。この場合，当該需要場所は複数の需要抑制バランシンググループ（配電事業者の約款で設定する需要抑制バランシンググループを含みます。）に属することはできないものといたします。

⑷ 料　　金

イ　発電量調整受電計画差対応電力

発電バランシンググループにおいて，発電量調整受電計画差対応電力の算定上，23（発電量調整受電計画差対応電力）にかかわらず，次のとおりといたします。

⑴ 適　　用

発電バランシンググループにおいて，39（給電指令の実施等）⑸もしくは⑹または配電事業者の約款にもとづき配電事業者が発電契約者または配電事業者の約款に定める発電者に対して給電指令等を実施することにより補給される電気を使用されていないときに適用いたします。

⑵ 発電量調整受電計画差対応電力

a　発電量調整受電計画差対応補給電力

(a) 適用範囲

30分ごとの発電量調整受電電力量（配電事業者の約款に定める発電量調整受電電力量を含みます。）が，その30分の⑸ロの発電量調整受電計画電力量を下回る場合に生じた不足電力の補給にあてるための電気に適用いたします。

(b) 発電量調整受電計画差対応補給電力料金

発電量調整受電計画差対応補給電力料金は，30分ごとの発電量調整受電計画差対応補給電力量に(c)の発電量調整受電計画差対応補給電力料金単価を適用してえられる金額のその１月の合計といたします。

(c) 発電量調整受電計画差対応補給電力料金単価

発電量調整受電計画差対応補給電力料金単価は，託送供給等約款料金算定規則第27条にもとづきインバランス料金として算定される金額に消費税等相当額を加えた金額とし，当社が30分ごとに設定するものといたします。

b　発電量調整受電計画差対応余剰電力

(a)　適用範囲

30分ごとの発電量調整受電電力量（配電事業者の約款に定める発電量調整受電電力量を含みます。）が，その30分の(5)ロの発電量調整受電計画電力量を上回る場合の送電超過分電力について，当社が購入する電気に適用いたします。

(b)　発電量調整受電計画差対応余剰電力料金

発電量調整受電計画差対応余剰電力料金は，30分ごとの発電量調整受電計画差対応余剰電力量に(c)の発電量調整受電計画差対応余剰電力料金単価を適用してえられる金額のその１月の合計といたします。

(c)　発電量調整受電計画差対応余剰電力料金単価

発電量調整受電計画差対応余剰電力料金単価は，託送供給等約款料金算定規則第27条にもとづきインバランス料金として算定される金額に消費税等相当額を加えた金額とし，当社が30分ごとに設定するものといたします。

ロ　接続対象計画差対応電力

需要バランシンググループにおいて，接続対象計画差対応電力の算定上，24（接続対象計画差対応電力）にかかわらず，次のとおりといたします。

(イ)　適　　用

39（給電指令の実施等）(4)または配電事業者の約款にもとづき配電事業者が契約者に対して給電指令等を実施することにより補給される電気を使用されていないときに適用いたします。

(ロ)　接続対象計画差対応電力

a　接続対象計画差対応補給電力

(a)　適用範囲

30分ごとの接続対象電力量（配電事業者の約款に定める接続対象電力量を含みます。）が，その30分の(5)ニの接続対象計画電力量を

上回る場合に生じた不足電力の補給にあてるための電気に適用いたします。

(b) 接続対象計画差対応補給電力料金

接続対象計画差対応補給電力料金は，30分ごとの接続対象計画差対応補給電力量に(c)の接続対象計画差対応補給電力料金単価を適用してえられる金額のその１月の合計といたします。

(c) 接続対象計画差対応補給電力料金単価

接続対象計画差対応補給電力料金単価は，託送供給等約款料金算定規則第27条にもとづきインバランス料金として算定される金額に消費税等相当額を加えた金額とし，当社が30分ごとに設定するものといたします。

b 接続対象計画差対応余剰電力

(a) 適用範囲

30分ごとの接続対象電力量（配電事業者の約款に定める接続対象電力量を含みます。）が，その30分の(5)ニの接続対象計画電力量を下回る場合の送電超過分電力について，当社が購入する電気に適用いたします。

(b) 接続対象計画差対応余剰電力料金

接続対象計画差対応余剰電力料金は，30分ごとの接続対象計画差対応余剰電力量に(c)の接続対象計画差対応余剰電力料金単価を適用してえられる金額のその１月の合計といたします。

(c) 接続対象計画差対応余剰電力料金単価

接続対象計画差対応余剰電力料金単価は，託送供給等約款料金算定規則第27条にもとづきインバランス料金として算定される金額に消費税等相当額を加えた金額とし，当社が30分ごとに設定するものといたします。

ハ 需要抑制量調整受電計画差対応電力

需要抑制バランシンググループにおいて，需要抑制量調整受電計画差対

応電力の算定上，25（需要抑制量調整受電計画差対応電力）にかかわらず，次のとおりといたします。

㈠　適　　用

需要抑制バランシンググループに適用いたします。

㈡　需要抑制量調整受電計画差対応電力

a　需要抑制量調整受電計画差対応補給電力

(a)　適用範囲

30分ごとの需要抑制量調整受電電力量（配電事業者の約款に定める需要抑制量調整受電電力量を含みます。）が，その30分の(5)への需要抑制量調整受電計画電力量を下回る場合に生じた不足電力の補給にあてるための電気に適用いたします。

(b)　需要抑制量調整受電計画差対応補給電力料金

需要抑制量調整受電計画差対応補給電力料金は，30分ごとの需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量に(c)の需要抑制量調整受電計画差対応補給電力料金単価を適用してえられる金額のその１月の合計といたします。

(c)　需要抑制量調整受電計画差対応補給電力料金単価

需要抑制量調整受電計画差対応補給電力料金単価は，託送供給等約款料金算定規則第27条にもとづきインバランス料金として算定される金額に消費税等相当額を加えた金額とし，当社が30分ごとに設定するものといたします。

b　需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力

(a)　適用範囲

30分ごとの需要抑制量調整受電電力量（配電事業者の約款に定める需要抑制量調整受電電力量を含みます。）が，その30分の(5)への需要抑制量調整受電計画電力量を上回る場合の抑制超過分電力について，当社が購入する電気に適用いたします。

(b)　需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力料金

需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力料金は，30分ごとの需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量に(c)の需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力料金単価を適用してえられる金額のその１月の合計といたします。

(c)　需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力料金単価

需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力料金単価は，託送供給等約款料金算定規則第27条にもとづきインバランス料金として算定される金額に消費税等相当額を加えた金額とし，当社が30分ごとに設定するものといたします。

ニ　給電指令時補給電力

発電バランシンググループまたは需要バランシンググループにおいて，給電指令時補給電力の算定上，26（給電指令時補給電力）にかかわらず，次のとおりといたします。

(イ)　契約者に係る給電指令時補給電力料金

a　適用範囲

39（給電指令の実施等）(4)または配電事業者の約款にもとづき配電事業者が契約者に対して給電指令等を実施することにより補給される電気を使用されているときに適用いたします。

b　給電指令時補給電力料金

給電指令時補給電力料金は，ｃに定める30分ごとの給電指令時補給電力量にｄの給電指令時補給電力料金単価を適用してえられる金額のその１月の合計といたします。

c　給電指令時補給電力量

給電指令時補給電力量は，給電指令等の間，(5)ヌにより30分ごとに算定された値といたします。

d　給電指令時補給電力料金単価

給電指令時補給電力料金単価は，託送供給等約款料金算定規則第27

条にもとづきインバランス料金として算定される金額に消費税等相当額を加えた金額とし，当社が30分ごとに設定するものといたします。

(ﾛ) 発電契約者に係る給電指令時補給電力料金

a 適用範囲

39（給電指令の実施等）(5)もしくは(6)または配電事業者の約款にもとづき配電事業者が発電契約者または配電事業者の約款に定める発電者に対して給電指令等を実施することにより補給される電気を使用されているときに，補給される電気を使用する発電バランシンググループに適用いたします。

b 給電指令時補給電力料金

給電指令時補給電力料金は，c に定める30分ごとの給電指令時補給電力量に d の給電指令時補給電力料金単価を適用してえられる金額のその１月の合計といたします。

c 給電指令時補給電力量

給電指令時補給電力量は，給電指令等の間，(5)チにより30分ごとに算定された値といたします。

d 給電指令時補給電力料金単価

給電指令時補給電力料金単価は，託送供給等約款料金算定規則第27条にもとづきインバランス料金として算定される金額に消費税等相当額を加えた金額とし，当社が30分ごとに設定するものといたします。ただし，39（給電指令の実施等）(2)ホの場合で，ノンファーム電源（配電事業者の約款に定めるノンファーム電源を含みます。）に対して出力の抑制を実施したときは，39（給電指令の実施等）(5)により補給される電気を使用されているときの翌日取引を行なうための卸電力取引市場における30分ごとの売買取引の価格（売買取引に係る電力の受渡しが連系設備の送電容量等による制限を受けるものとして当社の供給区域において売買取引を行なうものに限ります。）に消費税等相当額を加えた金額とし，当社が30分ごとに設定するものといたします。

また，当社もしくは配電事業者が指定する要件を有する発電設備等またはファーム電源（配電事業者の約款に定めるファーム電源を含みます。）であって別途当社もしくは配電事業者と給電指令時補給電力料金に関する契約を締結する設備については，当該契約によるものといたします。

⑸　電力および電力量の算定

イ　発電量調整受電計画電力

発電量調整受電計画電力は，31（電力および電力量の算定）⑶にかかわらず，ロの発電量調整受電計画電力量の値を２倍した値とし，30分ごとに算定いたします。

ロ　発電量調整受電計画電力量

発電量調整受電計画電力量は，31（電力および電力量の算定）⑷ロにかかわらず，受電地点（配電事業者の約款に定める受電地点を含みます。）において当社および配電事業者が発電契約者から受電する電気の30分ごとの電力量の計画値（受電地点〔配電事業者の約款に定める受電地点を含みます。〕が複数ある場合はその合計といたします。）で，発電契約者があらかじめ電力広域的運営推進機関を通じて当社に通知する発電計画といたします。ただし，別表10（発電計画・調達計画・販売計画）に定める当日計画の発電計画と調達計画の合計値が30分ごとに販売計画の値と一致しない等の場合は，別表７（発電量調整受電計画電力量，接続対象計画電力量および需要抑制量調整受電計画電力量に関する取扱い）⑴のとおりといたします。

ハ　接続対象計画電力

接続対象計画電力は，31（電力および電力量の算定）⑾にかかわらず，ニの接続対象計画電力量の値を２倍した値とし，30分ごとに算定いたします。

ニ　接続対象計画電力量

接続対象計画電力量は，31（電力および電力量の算定）⑿にかかわらず，

30分ごとの接続対象電力量の計画値（供給地点〔配電事業者の約款に定める供給地点を含みます。〕が複数ある場合はその合計といたします。）で，契約者があらかじめ電力広域的運営推進機関を通じて当社に通知する需要想定値といたします。ただし，別表９（需要計画・調達計画・販売計画）に定める当日計画の需要想定値に対する取引計画（調達計画から販売計画を差し引いたものといたします。）が30分ごとに需要想定値と一致しない等の場合は，別表７（発電量調整受電計画電力量，接続対象計画電力量および需要抑制量調整受電計画電力量に関する取扱い）⑵のとおりといたします。

ホ　需要抑制量調整受電計画電力

需要抑制量調整受電計画電力は，31（電力および電力量の算定）⒂にかかわらず，への需要抑制量調整受電計画電力量の値を２倍した値とし，30分ごとに算定いたします。

ヘ　需要抑制量調整受電計画電力量

需要抑制量調整受電計画電力量は，31（電力および電力量の算定）⒃にかかわらず，当社および配電事業者が需要抑制契約者から受電する電気の30分ごとの電力量の計画値で，需要場所（配電事業者の約款に定める需要場所を含みます。）ごとに，需要抑制契約者があらかじめ電力広域的運営推進機関を通じて当社に通知する需要抑制計画値といたします。ただし，別表11（需要抑制計画・調達計画・販売計画・ベースライン）に定める当日計画の調達計画が30分ごとに販売計画の値と一致しない等の場合は，別表７（発電量調整受電計画電力量，接続対象計画電力量および需要抑制量調整受電計画電力量に関する取扱い）⑶のとおりといたします。

ト　ベースライン

ベースラインは，31（電力および電力量の算定）⒄にかかわらず，需要抑制量調整供給に係る需要抑制を行なわない場合の需要場所（配電事業者の約款に定める需要場所を含みます。）に係る供給地点で計量される接続供給電力量（配電事業者の約款に定める接続供給電力量を含みます。）を

損失率で修正した電力量の計画値で，需要場所（配電事業者の約款に定める需要場所を含みます。）ごと（15〔供給および契約の単位〕⑴イまたはロの場合は１接続送電サービスまたは１臨時接続送電サービスごとといたします。また，配電事業者の約款に定める需要場所に複数の接続送電サービス等が適用されている場合は，１接続送電サービス等ごとといたします。）に，需要抑制契約者があらかじめ電力広域的運営推進機関を通じて当社に通知するものといたします。

チ　発電量調整受電計画差対応補給電力量

発電量調整受電計画差対応補給電力量は，31（電力および電力量の算定）⑳ロにかかわらず，次の⑴，⑵および⑶によって算定された値とし，発電バランシンググループごとに算定いたします。

⑴　30分ごとに，受電地点（配電事業者の約款に定める受電地点を含みます。）で計量された電力量の合計がその30分における発電量調整受電計画電力量を下回る場合に，30分ごとに，次の式により算定された値といたします。

発電量調整受電計画差対応補給電力量
＝発電量調整受電計画電力量－発電量調整受電電力量

⑵　次の場合で，当社または配電事業者が給電指令時補給を行なったときは，発電量調整受電計画差対応補給電力量の算定上，当該発電設備等の30分ごとの発電量調整受電計画電力量を当該受電地点における30分ごとの発電量調整受電電力量とみなします。この場合，当該発電設備等の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量の算定上，当該受電地点のみによる発電バランシンググループが設定されているとみなし，その発電量調整受電計画差対応補給電力量は，30分ごとに，次の式により算定された値といたします。

発電量調整受電計画差対応補給電力量
＝発電量調整受電計画電力量－発電量調整受電電力量

a　当社または配電事業者が指定する要件を有する発電設備等であって別途当社または配電事業者と給電指令時補給電力料金に関する契約を締結する設備に対して出力の抑制を実施した場合

b　39（給電指令の実施等）⑵イの場合で，原則として30分ごとの実需給の開始時刻の１時間前以降に発電量調整供給に係る発電設備等に対してＮ－１電制（配電事業者の約款に定めるＮ－１電制を含みます。）を実施したとき。

c　39（給電指令の実施等）⑵ホの場合で，発電量調整供給に係る発電設備等（配電事業者の約款に定める発電量調整供給に係る発電設備等を含みます。）に対して出力の抑制を実施したとき。

d　39（給電指令の実施等）⑵への場合で，ファーム電源（配電事業者の約款に定めるファーム電源を含みます。）に対して出力の抑制を実施したとき。

⑹　次の場合で，当社または配電事業者が給電指令時補給を行なったときは，発電量調整受電計画差対応補給電力量の算定上，当該発電設備等の30分ごとの発電量調整受電計画電力量を当該受電地点における30分ごとの発電量調整受電電力量とみなします。この場合，当該発電設備等の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量の算定上，当該受電地点のみによる発電バランシンググループが設定されているとみなし，その発電量調整受電計画差対応補給電力量は，30分ごとに，次により算定された値といたします。

a　当社または配電事業者が39（給電指令の実施等）⑵イ，ロ，ハまたはトの場合の給電指令等および39（給電指令の実施等）⑵ホの場合の給電指令等により，同時に出力の抑制を実施した場合

⒜　発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が，39（給電指令の実施等）⑵ホによる出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）を下回る場合

39（給電指令の実施等）⑵ホによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，次の式により算定された値とし，39（給電指令の実施等）⑵イ，ロ，ハまたはトによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，零といたします。

発電量調整受電計画差対応補給電力量
＝発電量調整受電計画電力量－発電量調整受電電力量

⑹　発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が，39（給電指令の実施等）⑵ホによる出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）と一致または上回る場合

39（給電指令の実施等）⑵ホによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，39（給電指令の実施等）⑵ホによる出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）とし，39（給電指令の実施等）⑵イ，ロ，ハまたはトによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，次の式により算定された値といたします。

発電量調整受電計画差対応補給電力量
＝発電量調整受電計画電力量
－39（給電指令の実施等）⑵ホによる出力抑制対象電力量
－発電量調整受電電力量

b　当社または配電事業者がファーム電源（配電事業者の約款に定めるファーム電源を含みます。）に対して，39（給電指令の実施等）⑵イ，ロ，ハまたはトの場合の給電指令等および39（給電指令の実施等）⑵への場合の給電指令等により，同時に出力の抑制を実施した場合

⑹　発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引い

た値が，39（給電指令の実施等）⑵へによる出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）を下回る場合

39（給電指令の実施等）⑵へによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，次の式により算定された値とし，39（給電指令の実施等）⑵イ，ロ，ハまたはトによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，零といたします。

発電量調整受電計画差対応補給電力量
＝発電量調整受電計画電力量－発電量調整受電電力量

⑹　発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が，39（給電指令の実施等）⑵へによる出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）と一致または上回る場合

39（給電指令の実施等）⑵へによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，39（給電指令の実施等）⑵へによる出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）とし，39（給電指令の実施等）⑵イ，ロ，ハまたはトによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，次の式により算定された値といたします。

発電量調整受電計画差対応補給電力量
＝発電量調整受電計画電力量
－39（給電指令の実施等）⑵へによる出力抑制対象電力量
－発電量調整受電電力量

c　当社または配電事業者がノンファーム電源（配電事業者の約款に定めるノンファーム電源を含みます。）であり，かつ，当社または配電

事業者が指定する要件を有する発電設備等であって別途当社または配電事業者と給電指令時補給電力料金に関する契約を締結する設備に対して，39（給電指令の実施等）⑵への場合の給電指令等および39（給電指令の実施等）⑵トの場合の給電指令等により，同時に出力の抑制を実施した場合

⒜　発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が，39（給電指令の実施等）⑵への出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）を下回る場合

39（給電指令の実施等）⑵への出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，次の式により算定された値とし，39（給電指令の実施等）⑵トによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，零といたします。

発電量調整受電計画差対応補給電力量
＝発電量調整受電計画電力量－発電量調整受電電力量

⒝　発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が，39（給電指令の実施等）⑵への出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）と一致または上回る場合

39（給電指令の実施等）⑵への出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，39（給電指令の実施等）⑵への出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）とし，39（給電指令の実施等）⑵トによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，次の式により算定された値といたします。

発電量調整受電計画差対応補給電力量

＝発電量調整受電計画電力量

－39（給電指令の実施等）⑵へによる出力抑制対象電力量

－発電量調整受電電力量

d　当社または配電事業者が39（給電指令の実施等）⑵ホの場合の給電指令等および39（給電指令の実施等）⑵への場合の給電指令等により，同時に出力の抑制を実施した場合

⒜　発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が，39（給電指令の実施等）⑵へによる出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）を下回る場合

39（給電指令の実施等）⑵へによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，次の式により算定された値とし，39（給電指令の実施等）⑵ホによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，零といたします。

発電量調整受電計画差対応補給電力量

＝発電量調整受電計画電力量－発電量調整受電電力量

⒝　発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が，39（給電指令の実施等）⑵へによる出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）と一致または上回る場合

39（給電指令の実施等）⑵へによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，39（給電指令の実施等）⑵へによる出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）とし，39（給電指令の実施等）⑵ホによって出力の抑制を実施した場合の給

電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，次の式により算定された値といたします。

発電量調整受電計画差対応補給電力量
＝発電量調整受電計画電力量
－39（給電指令の実施等）⑵へによる出力抑制対象電力量
－発電量調整受電電力量

e　当社または配電事業者が39（給電指令の実施等）⑵イ，ロ，ハまたはトの場合の給電指令等，39（給電指令の実施等）⑵ホの場合の給電指令等および39（給電指令の実施等）⑵への場合の給電指令等により，同時に出力の抑制を実施した場合

⒜　発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が，39（給電指令の実施等）⑵へによる出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）を下回る場合

39（給電指令の実施等）⑵へによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，次の式により算定された値とし，39（給電指令の実施等）⑵イ，ロ，ハまたはトによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給および39（給電指令の実施等）⑵ホによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，零といたします。

発電量調整受電計画差対応補給電力量
＝発電量調整受電計画電力量－発電量調整受電電力量

⒝　発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が，39（給電指令の実施等）⑵へによる出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）と一致または上回り，かつ，39（給電指令の実施等）⑵へによる出

力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）に39（給電指令の実施等）⑵ホによる出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）を加えた値を下回る場合

39（給電指令の実施等）⑵へによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，39（給電指令の実施等）⑵へによる出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）とし，39（給電指令の実施等）⑵ホによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，次の式により算定された値とし，39（給電指令の実施等）⑵イ，ロ，ハまたはトによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，零といたします。

発電量調整受電計画差対応補給電力量
＝発電量調整受電計画電力量
－39（給電指令の実施等）⑵へによる出力抑制対象電力量
－発電量調整受電電力量

(c)　発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が，39（給電指令の実施等）⑵へによる出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）に39（給電指令の実施等）⑵ホによる出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）を加えた値と一致または上回る場合

39（給電指令の実施等）⑵ホによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，39（給電指令の実施等）⑵ホによる出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）とし，39（給電指令の実施等）⑵へによって出力の抑制を実施した場合の給

電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，39（給電指令の実施等）⑵へによる出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）とし，39（給電指令の実施等）⑵イ，ロ，ハまたはトによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，次の式により算定された値といたします。

発電量調整受電計画差対応補給電力量
＝発電量調整受電計画電力量
－39（給電指令の実施等）⑵ホによる出力抑制対象電力量
－39（給電指令の実施等）⑵へによる出力抑制対象電力量
－発電量調整受電電力量

リ　発電量調整受電計画差対応余剰電力量

発電量調整受電計画差対応余剰電力量は，31（電力および電力量の算定）⑵ロにかかわらず，30分ごとに，受電地点（配電事業者の約款に定める受電地点を含みます。）で計量された電力量の合計がその30分における発電量調整受電計画電力量を上回る場合に，30分ごとに，次の式により算定された値とし，発電バランシンググループごとに算定いたします。ただし，当社もしくは配電事業者が指定する要件を有する発電設備等であって別途当社もしくは配電事業者と給電指令時補給電力料金に関する契約を締結する設備に対して出力の抑制を実施し，当社もしくは配電事業者が給電指令時補給を行なった場合，39（給電指令の実施等）⑵イの場合で，原則として30分ごとの実需給の開始時刻の１時間前以降に発電量調整供給に係る発電設備等に対してＮ－１電制（配電事業者の約款に定めるＮ－１電制を含みます。）を実施し，当社もしくは配電事業者が給電指令時補給を行なったとき，39（給電指令の実施等）⑵ホの場合で，発電量調整供給に係る発電設備等に対して出力の抑制を実施し，当社もしくは配電事業者が給電指令時補給を行なったときまたは39（給電指令の実施等）⑵への場合で，ファーム電源（配電事業者の約款に定めるファーム電源を含みます。）に対

して出力の抑制を実施し，当社もしくは配電事業者が給電指令時補給を行なったときは，発電量調整受電計画差対応余剰電力量の算定上，当該発電設備等の30分ごとの発電量調整受電計画電力量を当該受電地点における30分ごとの発電量調整受電電力量とみなします。この場合，当該発電設備等の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量の算定上，当該受電地点のみによる発電バランシンググループが設定されているとみなし，その発電量調整受電計画差対応補給電力量の算定は，チによるものといたします。

発電量調整受電計画差対応余剰電力量
＝発電量調整受電電力量－発電量調整受電計画電力量

ヌ　接続対象計画差対応補給電力量

接続対象計画差対応補給電力量は，31（電力および電力量の算定）㉒にかかわらず，30分ごとの接続対象電力量（配電事業者の約款に定める接続対象電力量を含みます。）がその30分における接続対象計画電力量を上回る場合に，30分ごとに，次の式により算定された値といたします。ただし，接続対象計画差対応補給電力量の算定上，当社または配電事業者が調整負荷の使用に係る調整を行なった場合は，31（電力および電力量の算定）⑻にかかわらず，当該供給地点（配電事業者の約款に定める供給地点を含みます。）で計量された30分ごとの電力量に当社または配電事業者が行なった電気の使用に係る調整にもとづきその30分ごとに算定された値を加えた値を，当該供給地点におけるその30分ごとの接続供給電力量とみなし，接続対象電力量を算定いたします。

接続対象計画差対応補給電力量
＝接続対象電力量－接続対象計画電力量

ル　接続対象計画差対応余剰電力量

接続対象計画差対応余剰電力量は，31（電力および電力量の算定）㉓にかかわらず，30分ごとの接続対象電力量（配電事業者の約款に定める接続

対象電力量を含みます。）がその30分における接続対象計画電力量を下回る場合に，30分ごとに，次の式により算定された値といたします。ただし，接続対象計画差対応余剰電力量の算定上，当社または配電事業者が調整負荷の使用に係る調整を行なった場合は，31（電力および電力量の算定）⑻にかかわらず，当該供給地点（配電事業者の約款に定める供給地点を含みます。）で計量された30分ごとの電力量に当社または配電事業者が行なった電気の使用に係る調整にもとづきその30分ごとに算定された値を加えた値を，当該供給地点におけるその30分ごとの接続供給電力量とみなし，接続対象電力量を算定いたします。

接続対象計画差対応余剰電力量
＝接続対象計画電力量－接続対象電力量

ヲ　需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量

需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量は，31（電力および電力量の算定）⑵4にかかわらず，30分ごとの需要抑制量調整受電電力量（配電事業者の約款に定める需要抑制量調整受電電力量を含みます。）がその30分における需要抑制量調整受電計画電力量を下回る場合に，需要抑制バランシンググループごとに，30分ごとに，次の式により算定された値の合計といたします。ただし，需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量の算定上，当社または配電事業者が調整負荷の使用に係る調整を行なった場合は，31（電力および電力量の算定）⑴4イまたはロにかかわらず，当該需要場所（配電事業者の約款に定める需要場所を含みます。）に係る接続供給電力量を損失率で修正した値が，ベースラインを上回るとき，またはベースラインを下回り，かつ，ベースラインから需要抑制量調整受電計画電力量を差し引いた値を上回るときは，当該需要場所に係る需要抑制量調整受電計画電力量を当該需要場所に係る需要抑制量調整受電電力量とみなします。

需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量
＝需要抑制量調整受電計画電力量－需要抑制量調整受電電力量

ただし，需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量の算定方法として31（電力および電力量の算定）⑭ロを適用し，かつ，配電事業者の約款に定める需要抑制量調整受電計画電力量を上限としない算定方法を適用している場合で，30分ごとの需要抑制量調整受電電力量が零となるときは，次のとおりといたします。

需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量

$$\text{需要抑制量調整受電計画電力量} + \frac{\text{接続供給電力量}}{1 - \text{損失率（32〔損失率〕に定める損失率といたします。）}} - \text{ベースライン}$$

ワ　需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量

需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量は，31（電力および電力量の算定）㉕にかかわらず，30分ごとの需要抑制量調整受電電力量（配電事業者の約款に定める需要抑制量調整受電電力量を含みます。）がその30分における需要抑制量調整受電計画電力量を上回る場合に，需要抑制バランシンググループごとに，30分ごとに，次の式により算定された値の合計といたします。ただし，需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量の算定上，当社または配電事業者が調整負荷の使用に係る調整を行なった場合は，31（電力および電力量の算定）⑭ロにかかわらず，当該需要場所（配電事業者の約款に定める需要場所を含みます。）に係る接続供給電力量を損失率で修正した値が，ベースラインの値から需要抑制量調整受電計画電力量を差し引いた値を下回るときは，当該需要場所に係る需要抑制量調整受電計画電力量を当該需要場所に係る需要抑制量調整受電電力量とみなします。

需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量

＝需要抑制量調整受電電力量－需要抑制量調整受電計画電力量

⑹　託送供給等の実施

イ　接続供給の場合，契約者は，別表９（需要計画・調達計画・販売計画）の需要想定値および需要想定値に対する調達計画・販売計画における接続対象電力または接続対象電力量に，配電事業者の約款に定める接続対象電

力または接続対象電力量を含めていただきます。

ロ　発電量調整供給の場合，発電契約者は，別表10（発電計画・調達計画・販売計画）の発電計画および調達計画・販売計画における発電量調整受電電力または発電量調整受電電力量に，配電事業者の約款に定める発電量調整受電電力または発電量調整受電電力量を含めていただきます。

ハ　需要抑制量調整供給の場合，需要抑制契約者は，別表11（需要抑制計画・調達計画・販売計画・ベースライン）の需要抑制計画および調達計画・販売計画における需要抑制量調整受電電力または需要抑制量調整受電電力量に，配電事業者の約款に定める需要抑制量調整受電電力または需要抑制量調整受電電力量を含めていただきます。

⑺ 解 約 等

当社は，契約者，発電契約者または需要抑制契約者が次のいずれかに該当し，当社が契約者，発電契約者または需要抑制契約者にその改善を求めた場合で，40（適正契約の保持等）に定める適正契約への変更および適正な使用状態，発電・放電状態または需要抑制状態への修正に応じていただけないときには，55（解約等）⑴ハ㈠，㈡，㈢または㈣にかかわらず，接続供給契約，振替供給契約，発電量調整供給契約または需要抑制量調整供給契約を解約することがあります。

イ　託送供給の場合は，８（契約の要件）⑴を，発電量調整供給の場合は，８（契約の要件）⑵を，需要抑制量調整供給の場合は，８（契約の要件）⑷ロ，ハ，ニもしくはホまたは⑵を欠くに至った場合

ロ　接続供給の場合で，頻繁に接続対象電力量（配電事業者の約款に定める接続対象電力量を含みます。）と接続対象計画電力量との間に著しい差が生じるとき。

ハ　発電量調整供給の場合で，頻繁に発電量調整受電電力量（配電事業者の約款に定める発電量調整受電電力量を含みます。）と発電量調整受電計画電力量との間に著しい差が生じるとき。

ニ　需要抑制量調整供給の場合で，頻繁に需要抑制量調整受電電力量（配電

事業者の約款に定める需要抑制量調整受電電力量を含みます。）と需要抑制量調整受電計画電力量との間に著しい差が生じるとき。

⑻　発電量調整供給契約についての特別措置（再生可能エネルギー発電設備）

イ　契約者が特定契約を締結している場合もしくは特定送配電事業者が特定契約を締結している場合または契約者が当社または配電事業者と再生可能エネルギー電気卸供給契約を締結し，指定した再生可能エネルギー発電設備から電気を調達する場合は，附則３（発電量調整供給契約についての特別措置〔再生可能エネルギー発電設備〕）⑴にかかわらず，原則として，当社の供給区域においては契約者または特定送配電事業者と当社との間で，配電事業者の供給区域においては契約者または特定送配電事業者と配電事業者との間で発電量調整供給契約を締結し，特例発電バランシンググループを設定していただきます。この場合，契約者が締結する特定契約に係る再生可能エネルギー発電設備，特定送配電事業者が締結する特定契約に係る再生可能エネルギー発電設備および当社または配電事業者との再生可能エネルギー電気卸供給契約に係る再生可能エネルギー発電設備は，同一のバランシンググループに属することはできないものといたします。

ロ　イにより発電量調整供給契約を締結する場合において，契約者（特定送配電事業者が契約者となる場合を除きます。）が希望されるときは，契約者の指定する発電バランシンググループ（当該発電バランシンググループにおける特定契約が2016年４月１日以降に締結され，かつ，バイオマス発電設備であって化石燃料を混焼するもの〔再生可能エネルギー特別措置法施行規則第14条第８号ニに定める地域資源バイオマス発電設備を除きます。〕であるときを除きます。）に係る料金および必要となるその他の供給条件は次のとおりといたします。

⑴　発電量調整供給に係る料金は，附則３（発電量調整供給契約についての特別措置〔再生可能エネルギー発電設備〕）⑸ロにかかわらず，18（料金）⑵に定める料金，⑵により算定されるインバランスリスク料および再生可能エネルギー予測誤差対応調整力確保料といたします。ただ

し，契約者が当社または配電事業者と再生可能エネルギー電気卸供給契約を締結し，指定した再生可能エネルギー発電設備から電気を調達する場合は，インバランスリスク料および再生可能エネルギー予測誤差対応調整力確保料は申し受けません。

(ﾛ) インバランスリスク料は，附則３（発電量調整供給契約についての特別措置〔再生可能エネルギー発電設備〕）(5)ホにかかわらず，特例発電バランシンググループにおける30分ごとの発電量調整受電電力量（配電事業者の約款に定める発電量調整受電電力量を含みます。）にインバランスリスク単価を適用してえられる金額のその１月の合計（合計額が負となる場合は零といたします。）といたします。また，再生可能エネルギー予測誤差対応調整力確保料は，特例発電バランシンググループにおける30分ごとの発電量調整受電電力量（配電事業者の約款に定める発電量調整受電電力量を含みます。）に，再生可能エネルギー予測誤差対応単価を適用してえられる金額のその１月の合計といたします。

(ﾊ) 当社は，附則３（発電量調整供給契約についての特別措置〔再生可能エネルギー発電設備〕）(5)トにかかわらず，30分ごとの契約者が締結する特定契約または当社，配電事業者もしくは特定送配電事業者との再生可能エネルギー電気卸供給契約に係る発電量調整受電計画電力量を決定し，原則として発電量調整供給実施日の前々日の午後４時までに契約者に通知いたします。

また，当社は，当該発電量調整受電計画電力量の見直しを行ない，変更後の発電量調整受電計画電力量を決定し，原則として発電量調整供給実施日の前日午前６時までに契約者に再通知いたします。

なお，契約者は，必要に応じて発電量調整受電計画電力量の決定に必要となる事項に関する文書を当社に提出していただきます。

(ﾆ) ローカル系統における電気の潮流が系統安定度等にもとづき算定される運用可能な容量を超過し，または超過するおそれがある場合で，当社または配電事業者がノンファーム電源（配電事業者の約款に定めるノン

ファーム電源を含みます。）の出力の抑制に係る通知を発電者または契約者に行なったときは，㈠にかかわらず，契約者は，発電量調整受電計画電力量の見直しを行なっていただきます。

ハ　イにより発電量調整供給契約を締結する場合において，契約者が当社または配電事業者と再生可能エネルギー電気卸供給契約を締結し，指定した再生可能エネルギー発電設備から電気を調達するときの契約者の指定する発電バランシンググループ（ロにおいて，契約者が希望される場合を除きます。）に係るインバランスリスク料は，附則３（発電量調整供給契約についての特別措置〔再生可能エネルギー発電設備〕）⑹ロにかかわらず，特例発電バランシンググループにおける30分ごとの発電量調整受電電力量（配電事業者の約款に定める発電量調整受電電力量を含みます。）にインバランスリスク単価を適用してえられる金額のその１月の合計（合計額が負となる場合は零といたします。）といたします。

⑼　給電指令時補給電力料金に係る特別措置

39（給電指令の実施等）⑵への場合で，みなしファーム電源（配電事業者の約款に定めるみなしファーム電源を含みます。）に対して出力の抑制を実施したときは，⑷ニ㈡ｄ，⑸チおよび⑸リにおいて，当該発電設備等をファーム電源として取り扱います。

⑽　その他の事項については，この約款および配電事業者の約款に準ずるものといたします。

13　Ｎ－１電制の実施についての特別措置

⑴　当社は，39（給電指令の実施等）⑵イの場合で，発電量調整供給に係る発電設備等であって当社が特定契約を締結する再生可能エネルギー発電設備に対してＮ－１電制を実施したときは，39（給電指令の実施等）⑼にかかわらず，Ｎ－１電制時調達不足電力量の調達に要した費用の実費相当額から，30分ごとのＮ－１電制時調達不足電力量に再生可能エネルギー特別措置法施行規則第13条の３の４に定める回避可能費用単価（以下「回避可能費用単価」といいます。）に消費税等相当額を加えた金額を乗じてえた金額を差し引い

た金額について，電力広域的運営推進機関が認める範囲においてＮ－１電制オペレーション費用として契約者にお支払いいたします。

⑵　当社は，39（給電指令の実施等）⑵イの場合で，発電量調整供給に係る発電設備等であって契約者または特定送配電事業者が特定契約を締結する再生可能エネルギー発電設備に対してＮ－１電制を実施したときは，39（給電指令の実施等）⑼にかかわらず，Ｎ－１電制時調達不足電力量の調達に要した費用の実費相当額に，Ｎ－１電制が実施された発電設備等を再度起動するために要した燃料費等の費用の実費およびＮ－１電制時調達不足電力量に当該特定契約に係る再生可能エネルギー特別措置法第３条第２項または第８条第１項に定める調達価格を乗じてえた金額を加えた金額から，Ｎ－１電制が実施されなかったとしたときにその発電設備等がＮ－１電制時調達不足電力量を発電または放電するのに要したであろう費用に相当する金額および30分ごとのＮ－１電制時調達不足電力量に回避可能費用単価に消費税等相当額を加えた金額を乗じてえた金額を差し引いた金額について，電力広域的運営推進機関が認める範囲においてＮ－１電制オペレーション費用として契約者または特定送配電事業者にお支払いいたします。

⑶　当社は，39（給電指令の実施等）⑵イの場合で，発電量調整供給に係る発電設備等であって再生可能エネルギー特別措置法第２条の２第１項に定める市場取引等により再生可能エネルギー電気を供給する事業に係る発電設備等に対してＮ－１電制を実施したときは，39（給電指令の実施等）⑼にかかわらず，Ｎ－１電制時調達不足電力量の調達に要した費用の実費相当額に，Ｎ－１電制が実施された発電設備等を再度起動するために要した燃料費等の費用の実費およびＮ－１電制時調達不足電力量に応じてえられる供給促進交付金の金額（再生可能エネルギー特別措置法第２条の４にもとづき算定される金額をいいます。）を加えた金額から，Ｎ－１電制が実施されなかったとしたときにその発電設備等がＮ－１電制時調達不足電力量を発電または放電するのに要したであろう費用に相当する金額を差し引いた金額について，電力広域的運営推進機関が認める範囲においてＮ－１電制オペレーション費用とし

て発電契約者にお支払いいたします。

14　系統連系受電サービス等についての特別措置

⑴　発電場所が，次のいずれかに該当する場合，系統連系受電課金対象電力および契約超過受電電力は，22（系統連系受電サービス）⑵ロおよびハならびに41（契約超過金）⑵ロおよびハに準じて定めます。

なお，系統連系受電課金対象電力および契約超過受電電力の算定上，次に定める比を，22（系統連系受電サービス）⑵ロおよび41（契約超過金）⑵ロに定める契約受電電力の比とみなします。

また，発電場所がイ㈠に該当する場合，22（系統連系受電サービス）⑶イの基本料金および22（系統連系受電サービス）⑶ハ㈠の系統設備効率化割引額の算定上，まったく発電または放電しない場合とは，１月においてイ㈠における当社が無償で受電している電気以外の電気をまったく発電または放電しない場合をいいます。

イ　発電設備が化石燃料を混焼するバイオマス発電設備以外の場合

㈠　発電契約者と発電者との間の電力受給に関する契約および発電者と当社との間の特定契約が締結されている場合

発電契約者と当社との間の発電量調整供給契約に定める契約受電電力と発電者と当社との間の特定契約に係る電力受給に関する契約に定める契約受電電力の比

㈡　発電契約者と発電者との間の電力受給に関する契約および発電者と当社との間の一時調達契約が締結されている場合

発電契約者と当社との間の発電量調整供給契約に定める契約受電電力と発電者と当社との間の一時調達契約に係る電力受給に関する契約に定める契約受電電力の比

㈢　発電契約者と発電者との間の電力受給に関する契約が締結され，かつ，当該発電場所が発電量調整供給契約に属さないこととなった場合または発電者と当社との間の特定契約が消滅した場合で，接続された電気を当社が無償で受電しているとき。

発電契約者と当社との間の発電量調整供給契約に定める契約受電電力と発電量調整供給契約に属さないこととなった場合の直前の当該発電量調整供給契約に定める契約受電電力または発電者と当社との間の特定契約が消滅した場合の直前の当該契約に係る電力受給に関する契約に定める契約受電電力の比

ロ　イ(イ)，(ロ)または(ハ)に該当する場合で，化石燃料を混焼するバイオマス発電設備のとき。

当該バイオマス発電設備の再生可能エネルギー特別措置法施行規則第４条の２第２項第９号イに定めるバイオマス比率（以下「認定バイオマス比率」といいます。）

なお，認定バイオマス比率は，発電量調整供給契約の申込みに際して発電契約者から当社に通知していただきます。

また，認定バイオマス比率を変更する場合は，すみやかに変更後の認定バイオマス比率を発電契約者から当社に通知していただきます。

ただし，認定バイオマス比率を用いることが困難な場合は，附則３（発電量調整供給契約についての特別措置〔再生可能エネルギー発電設備〕）(8)イに定める当該バイオマス発電設備のバイオマス比率等を基準として，発電契約者または発電者と当社との協議によって定めた比率といたします。

(2)　(1)の場合で，特定契約または一時調達契約等に係る電力受給に関する契約における金銭債務が当該契約における金銭債務の支払期日を経過してなお支払われず，当該契約を解約したときは，受電地点において同一計量する発電量調整供給に係る発電契約者または発電者からの申出がない場合であっても，系統連系受電契約は消滅するものとし，また，すべての発電契約者の発電量調整供給契約を変更していただくものといたします。

なお，この場合には，当社は，その旨を発電契約者または発電者に通知いたします。

また，発電契約者と同一の者である発電者の場合は，当該発電契約者との発電量調整供給契約は変更され，または消滅するものといたします。

⑶　発電場所における発電出力（発電設備等の定格発電出力〔太陽光発電設備の場合は，太陽電池の合計出力とパワーコンディショナーの出力のいずれか小さい方の出力とし，パワーコンディショナーを複数台設置している場合は，各系列における太陽電池の合計出力とパワーコンディショナーの出力のいずれか小さい方の出力を合計した値といたします。〕をいいます。また，複数の発電設備等を使用する発電場所の場合は，当該複数の発電設備等の定格発電出力の合計値といたします。）または同時最大受電電力が10キロワット未満（発電場所が，⑴イ㈠またはロ〔⑴イ㈠に該当する場合に限ります。〕に該当する場合は，当社が無償で受電している電気以外の電気を発電または放電している発電設備等に係る発電出力または同時最大受電電力が10キロワット未満のときといたします。）の場合の料金および必要となるその他の供給条件は，当分の間，次のとおりといたします。

イ　低圧で受電する場合で，その１月の受電地点で計量された30分ごとの発電量調整受電電力量の最大値を２倍した値が10未満のとき，または高圧もしくは特別高圧で受電する場合で，その１月の受電地点で記録型等計量器により計量された30分ごとの連系電力（最小位までといたします。）の最大値が10キロワット未満のとき。

22（系統連系受電サービス）⑶に定める系統連系受電サービス料金および41（契約超過金）⑵に定める契約超過金は申し受けません。

ロ　低圧で受電する場合で，その１月の受電地点で計量された30分ごとの発電量調整受電電力量の最大値を２倍した値が10以上のとき，または高圧もしくは特別高圧で受電する場合で，その１月の受電地点で記録型等計量器により計量された30分ごとの連系電力（最小位までといたします。）の最大値が10キロワット以上のとき。

㈠　22（系統連系受電サービス）⑵イまたはロにおける系統連系受電課金対象電力の算定上，10キロワットを同時最大受電電力とみなします。

㈡　発電設備等に係る供給地点において電灯定額接続送電サービスが適用されている場合または発電設備等に係る供給地点のその１月の接続送電

サービス契約電力（発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は，１接続送電サービスを適用した場合のその１月の接続送電サービス契約電力といたします。）が10キロワット未満の場合は，次のとおりといたします。

a　41（契約超過金）⑵イ㈠またはロ㈠における契約超過受電電力の算定上，10キロワットを同時最大受電電力とみなします。

b　41（契約超過金）⑵イ㈡またはロ㈡における契約超過受電電力の算定上，10キロワットを接続送電サービス契約電力とみなします。

⑷　契約者が特定契約を締結する再生可能エネルギー発電設備または再生可能エネルギー特別措置法第２条の２第１項に定める市場取引等により再生可能エネルギー電気を供給する事業に係る発電設備等において，イに定める適用範囲に該当する場合の料金および必要となるその他の供給条件は，当分の間，次のとおりといたします。

イ　適用範囲

原則として，2024年３月31日までに再生可能エネルギー特別措置法第９条第４項に定める認定を受け，または，再生可能エネルギー特別措置法第７条にもとづいて落札された発電設備等に適用いたします。

ロ　系統連系受電サービス料金等

22（系統連系受電サービス）⑶に定める系統連系受電サービス料金および41（契約超過金）⑵に定める契約超過金は申し受けません。

なお，発電場所において，イ以外の発電設備等（当社が特定契約を締結する再生可能エネルギー発電設備を除きます。）が混在する場合またはイの発電設備等が化石燃料を混焼するバイオマス発電設備の場合は，㈠，㈡または㈢により，イ以外の部分に係る系統連系受電課金対象電力，系統連系受電サービスに係る発電量調整受電電力量または契約超過受電電力を定め，系統連系受電サービス料金および契約超過金を申し受けます。

㈠　系統連系受電課金対象電力

a　イの発電設備等が，化石燃料を混焼するバイオマス発電設備以外の

場合

系統連系受電課金対象電力は，同時最大受電電力を発電出力等の比であん分してえた値から，発電設備等に係る供給地点のその１月の接続送電サービス契約電力（発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は，１接続送電サービスを適用した場合のその１月の接続送電サービス契約電力といたします。）を発電出力等の比であん分してえた値を差し引いた値といたします。ただし，差し引いた値が零を下回る場合の系統連系受電課金対象電力は，零といたします。

なお，あん分に必要となる発電出力は，契約者または発電契約者から当社へ通知していただきます。

b　イの発電設備等が，化石燃料を混焼するバイオマス発電設備の場合

系統連系受電課金対象電力は，同時最大受電電力を認定バイオマス比率であん分してえた値から，発電設備等に係る供給地点のその１月の接続送電サービス契約電力（発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は，１接続送電サービスを適用した場合のその１月の接続送電サービス契約電力といたします。）を認定バイオマス比率であん分してえた値を差し引いた値といたします。ただし，差し引いた値が零を下回る場合の系統連系受電課金対象電力は，零といたします。

なお，認定バイオマス比率は，発電量調整供給契約の申込みに際して契約者または発電契約者から当社に通知していただきます。

また，認定バイオマス比率を変更する場合は，すみやかに変更後の認定バイオマス比率を契約者または発電契約者から当社に通知していただきます。

ただし，認定バイオマス比率を用いることが困難な場合は，附則３（発電量調整供給契約についての特別措置〔再生可能エネルギー発電設備〕）⑻イに定める当該バイオマス発電設備のバイオマス比率等を

基準として，契約者，発電契約者または発電者と当社との協議によって定めた比率といたします。

⑵　発電量調整受電電力量

a　イの発電設備等が，契約者が特定契約を締結する再生可能エネルギー発電設備の場合

イ以外の発電設備等に係る発電量調整受電電力量について，30（計量）⑴ただし書または附則３（発電量調整供給契約についての特別措置〔再生可能エネルギー発電設備〕）⑺ハもしくは⑻イに準じて算定いたします。

b　イの発電設備等が，再生可能エネルギー特別措置法第２条の２第１項に定める市場取引等により再生可能エネルギー電気を供給する事業に係る発電設備等の場合

イ以外の発電設備等に係る発電量調整受電電力量について，30（計量）⑴ただし書または附則３（発電量調整供給契約についての特別措置〔再生可能エネルギー発電設備〕）⑺ハに準じて算定いたします。ただし，化石燃料を混焼するバイオマス発電設備の場合は，発電量調整受電電力量から発電量調整受電電力量に当該バイオマス発電設備のバイオマス比率を乗じてえた値を差し引いた値にもとづき，算定いたします。

なお，バイオマス比率は，算定後すみやかに発電契約者または発電者から当社に通知していただきます。この場合，当社は，必要に応じて，バイオマス比率の算定根拠に関する文書を発電契約者または発電者から提出していただきます。

⑶　契約超過受電電力

a　イの発電設備等が，化石燃料を混焼するバイオマス発電設備以外の場合

⒜　同時最大受電電力が発電設備等に係る供給地点の接続送電サービス契約電力（発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供

給を行なう場合は，１接続送電サービスを適用した場合のその１月の接続送電サービス契約電力といたします。）を上回る場合または発電設備等に係る供給地点において電灯定額接続送電サービスが適用されている場合

契約超過受電電力は，その１月の最大連系電力等を発電出力等の比であん分してえた値から同時最大受電電力を発電出力等の比であん分してえた値を差し引いた値といたします。

⑹　同時最大受電電力が発電設備等に係る供給地点の接続送電サービス契約電力（発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は，１接続送電サービスを適用した場合のその１月の接続送電サービス契約電力といたします。）を下回る場合

契約超過受電電力は，その１月の最大連系電力等を発電出力等の比であん分してえた値から発電設備等に係る供給地点のその１月の接続送電サービス契約電力（発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は，１接続送電サービスを適用した場合のその１月の接続送電サービス契約電力といたします。）を発電出力等の比であん分してえた値を差し引いた値といたします。ただし，差し引いた値が零を下回る場合は，契約超過金を申し受けません。

b　イの発電設備等が，化石燃料を混焼するバイオマス発電設備の場合

⑹　同時最大受電電力が発電設備等に係る供給地点の接続送電サービス契約電力（発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は，１接続送電サービスを適用した場合のその１月の接続送電サービス契約電力といたします。）を上回る場合または発電設備等に係る供給地点において電灯定額接続送電サービスが適用されている場合

契約超過受電電力は，その１月の最大連系電力等を認定バイオマス比率であん分してえた値から同時最大受電電力を認定バイオマス

比率であん分してえた値を差し引いた値といたします。

⑹ 同時最大受電電力が発電設備等に係る供給地点の接続送電サービス契約電力（発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は，１接続送電サービスを適用した場合のその１月の接続送電サービス契約電力といたします。）を下回る場合

契約超過受電電力は，その１月の最大連系電力等を認定バイオマス比率であん分してえた値から発電設備等に係る供給地点のその１月の接続送電サービス契約電力（発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は，１接続送電サービスを適用した場合のその１月の接続送電サービス契約電力といたします。）を認定バイオマス比率であん分してえた値を差し引いた値といたします。ただし，差し引いた値が零を下回る場合は，契約超過金を申し受けません。

⑸ 揚水発電設備等が設置された受電地点において，揚水発電設備等により発電量調整供給に係る電気を発電または放電する場合，当該発電量調整供給に係る電気の電力量については，22（系統連系受電サービス）⑶ロに定める電力量料金を申し受けません。ただし，発電設備（当社が特定契約を締結する再生可能エネルギー発電設備を除きます。）に揚水発電設備等が併設されている場合で，発電設備が⑷イに定める適用範囲に該当しないときは，発電契約者または発電者と当社との協議によりあらかじめ定めた方法によって系統連系受電サービスに係る発電量調整受電電力量を算定し，22（系統連系受電サービス）⑶ロに定める電力量料金を申し受けます。また，発電設備（当社が特定契約を締結する再生可能エネルギー発電設備を除きます。）に揚水発電設備等が併設されている場合で，発電設備が⑷イに定める適用範囲に該当し，かつ，再生可能エネルギー特別措置法第２条の２第１項に定める市場取引等により再生可能エネルギー電気を供給する事業に係る発電設備等が設置された受電地点に係る需要場所に接続供給され揚水または蓄電された電気を当該需要場所以外の需要場所に託送供給されるために発電または放電すると

きは，揚水発電設備等に係る系統連系受電課金対象電力および契約超過受電電力を⑷ロ㈠ａおよび⑷ロ㈡ａに準じて定め，⑷にかかわらず，22（系統連系受電サービス）⑶イに定める基本料金から22（系統連系受電サービス）⑶ハ㈡に定める系統設備効率化割引額を差し引いた金額および41（契約超過金）⑵に定める契約超過金を申し受けます。

⑹　発電設備等に係る供給地点において最終保障供給約款にもとづく電気の需給契約（以下「当社との電気の需給契約」といいます。）を締結している場合は，次のとおりといたします。

イ　18（料金）⑶ロにおいて，当社との電気の需給契約における料金の支払義務発生日を供給側料金算定日とみなします。

ロ　22（系統連系受電サービス）⑵における系統連系受電課金対象電力または41（契約超過金）⑵における契約超過受電電力の算定上，当社との電気の需給契約における契約電力を接続送電サービス契約電力または臨時接続送電サービス契約電力とみなします。

ハ　53（契約の廃止）⑸または55（解約等）⑹において，当社との電気の需給契約を接続供給契約とみなします。

⑺　2024年３月31日までに接続供給に係る電気を発電または放電する発電場所で，イに定める近接性評価地域に立地している発電場所における系統設備効率化割引単価は，別表２（系統設備効率化割引の対象変電所等）⑴に定める系統設備効率化割引の対象変電所等および系統設備効率化割引単価の見直しまでの間，ロまたはハといたします。

イ　近接性評価地域

次の地域を近接性評価地域といたします。

都 道 府 県	市　町　村
大　阪　府	岸和田市，豊中市，池田市，吹田市，泉大津市，高槻市，　貝塚市，　守口市，　枚方市，　茨木市，泉佐野市，富田林市，寝屋川市，大東市，和泉市，箕面市，門真市，摂津市，泉南市，四條畷市，交野市，阪南市，島本町，忠岡町，熊取町，田尻町
兵　庫　県	尼崎市，伊丹市
京　都　府	京都市，宇治市，城陽市，向日市，長岡京市，八幡市，京田辺市，大山崎町，久御山町，精華町
奈　良　県	奈良市，大和高田市，大和郡山市，天理市，橿原市，生駒市，香芝市，葛城市，三郷町，斑鳩町，安堵町，川西町，三宅町，田原本町，上牧町，王寺町，広陵町，河合町
滋　賀　県	草津市，守山市，栗東市，野洲市，湖南市，竜王町，愛荘町，豊郷町，甲良町

ロ　受電電圧が標準電圧6,000ボルト以下の場合の系統設備効率化割引単価

22（系統連系受電サービス）⑶ハ㈡によって算定された系統設備効率化割引単価が，22（系統連系受電サービス）⑶ハ㈡の割引区分Ａ－２およびＢ－２を適用した場合に算定される系統設備効率化割引単価を下回る場合の系統設備効率化割引単価は，22（系統連系受電サービス）⑶ハ㈡にかかわらず，22（系統連系受電サービス）⑶ハ㈡の割引区分Ａ－２およびＢ－２を適用した場合に算定される系統設備効率化割引単価といたします。

ハ　受電電圧が標準電圧6,000ボルトをこえる場合の系統設備効率化割引単価

22（系統連系受電サービス）⑶ハ㈡によって算定された系統設備効率化割引単価が，22（系統連系受電サービス）⑶ハ㈡の割引区分Ａ－２を適用した場合に算定される系統設備効率化割引単価を下回る場合の系統設備効率化割引単価は，22（系統連系受電サービス）⑶ハ㈡にかかわらず，22（系統連系受電サービス）⑶ハ㈡の割引区分Ａ－２を適用した場合に算定される系統設備効率化割引単価といたします。

15　災害救助法が適用された場合等の特別措置

2025年４月１日以降に当社供給区域において災害が発生し，原則として災害発生日から１年以内に，当社供給区域内の地域が災害救助法第２条第３項に定

める災害発生市町村または本部所管区域市町村の区域（以下「災害救助法適用地域」といいます。）として公示された場合，または当該災害が激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第２条第１項に定める激甚災害として指定され当社供給区域内の地域がその対象地域となった場合で，災害救助法の公示日または激甚災害の指定日が属する月から６月後の月の末日までに，当該災害により被害を受けた需要者（原則として災害救助法適用地域または激甚災害の対象地域の需要者に限ります。）の供給地点に係る託送供給について当該需要者に対して電気の供給を行なう契約者からこの特別措置の適用の申出があるとき（当社が分割接続供給を行なう供給地点においては，双方の契約者から申出がある場合に限ります。）または当該災害により被害を受けた発電者（原則として災害救助法適用地域または激甚災害の対象地域の発電者に限ります。）の受電地点に係る発電量調整供給について当該発電者もしくは当該発電量調整供給に係る発電契約者からこの特別措置の適用の申出があるときの料金および必要となるその他の供給条件は次のとおりといたします。

なお，当社は，需要者または発電者の被害状況を確認するため，必要に応じてり災証明書の提示を求める等の措置を講ずることがあります。

⑴　災害により被害を受けた需要者の供給地点に係る接続送電サービス料金，臨時接続送電サービス料金および予備送電サービス料金について，災害発生日が属する月の前月の料金（支払期日が災害発生日以降となるものに限ります。），および災害発生日が属する月からその翌々月までの料金の供給側料金算定日を，18（料金）⑴にかかわらず，それぞれ１月延期いたします。

⑵　災害により被害を受けた需要者の供給地点において，災害により被害を受けたときから引き続きまったく電気を使用しない場合には，災害発生日が属する月から６月後の月の末日までの間は，料金の算定期間ごとに次の割引を行ない料金を算定いたします。

イ　割引の対象

電灯定額接続送電サービスについては接続送電サービス料金とし，電灯臨時定額接続送電サービスおよび動力臨時定額接続送電サービスについて

は臨時接続送電サービス料金とし，その他については当該供給地点の19（接続送電サービス）または20（臨時接続送電サービス）の基本料金（力率割引または割増しの適用を受ける場合はその適用後の基本料金といたします。）といたします。ただし，33（料金の算定）⑴イ，ロ，ニ，ホ，ヘまたはリの場合は，まったく電気を使用しない日における契約内容に応じて算定される１月の金額といたします。

ロ　割 引 率

ハに定める割引日数１日ごとに４パーセントといたします。

ハ　割引日数

割引日数は，各月の料金の算定期間における，災害により被害を受けたときから引き続きまったく電気を使用しない期間の日数とし，30分ごとの接続供給電力量等にもとづき当社との協議によって定めます。

⑶　災害により被害を受けた需要者の供給地点において，災害により被害を受けたときから引き続きまったく21（予備送電サービス）を使用しない場合には，災害発生日が属する月から６月後の月の末日までの間は，料金の算定期間ごとに⑵に準じて割引を行ない予備送電サービス料金を算定いたします。

⑷　災害により被害を受けた需要者の供給地点において，災害により被害を受けたときから引き続きまったく電気を使用しないで，契約者が当該供給地点に係る接続供給を廃止された後，契約者が新たに当該供給地点に係る接続供給の申込みを行なった場合で，その申込みが災害発生日が属する月の６月後の月の末日までに行なわれ，かつ，その申込みが災害により被害を受けたときの当該供給地点に係る接続送電サービス契約電力等をこえないとき（分割接続供給の場合は，その申込みにもとづく１供給地点につき，１接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービス契約電力等が，災害により被害を受けたときの１供給地点につき，１接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービス契約電力等をこえないときに限ります。）は，69（一般供給設備の工事費負担金），70（供給地点への特別供給設備の工事費負担金），71（供給地点への供給設備を変更する場合の工事費負担金）および72（供給地

点への特別供給設備等の工事費の算定）にかかわらず，その工事費負担金を申し受けません。

⑸　契約者が，災害により被害を受けた需要者の供給地点において，再建等のため，20（臨時接続送電サービス）の申込みを行なった場合で，その申込みが災害発生日が属する月の６月後の月の末日までに行なわれたときは，75（臨時工事費）にかかわらず，その臨時工事費を申し受けません。

⑹　災害により被害を受けた需要者の供給地点において，電気設備が災害のため復旧まで一時使用不能となった場合，18（料金）⑴にかかわらず，災害発生日が属する月から６月後の月の末日までの間は，その使用不能設備に相当する19（接続送電サービス）の基本料金，20（臨時接続送電サービス）の基本料金および予備送電サービス料金の割引を行ない料金を算定いたします。

⑺　契約者が，災害により被害を受けた需要者の供給地点において，再建等のため，引込線，計量器，その付属装置，区分装置および通信設備等の取付位置の変更の申込みを災害発生日が属する月の６月後の月の末日までに行なった場合で，その供給方法が災害により被害を受けたときの供給方法と同一であるときは，62（引込線の接続），63（計量器等の取付け）および64（通信設備等の施設）にかかわらず，原則として，その初回の工事に要した実費を申し受けません。

⑻　災害により被害を受けた需要者の供給地点において，当社が分割接続供給を行なう場合で，⑵または⑹によって割引を行ない接続送電サービス料金または臨時接続送電サービス料金を算定するときは，⑼または⑽による料金の調整を行なうために，１供給地点につき，１接続送電サービスまたは１臨時接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービス料金または臨時接続送電サービス料金を，⑵または⑹に準じて割引を行ない算定いたします。

⑼　災害により被害を受けた需要者の供給地点において，当社が分割接続供給を行ない，かつ，⑵または⑹によって割引を行ない接続送電サービス料金を算定する場合で，それぞれの契約者に係る接続送電サービス料金の合計と，⑻によって算定された１供給地点につき，１接続送電サービスを適用した場

合の接続送電サービス料金との間に差が生ずるときは，33（料金の算定）⑿に準じて接続送電サービス料金の調整を行ないます。

⑽　災害により被害を受けた需要者の供給地点において，当社が分割接続供給を行ない，かつ，⑵または⑹によって割引を行ない臨時接続送電サービス料金を算定する場合で，それぞれの契約者に係る臨時接続送電サービス料金の合計と，⑻によって算定された１供給地点につき，１臨時接続送電サービスを適用した場合の臨時接続送電サービス料金との間に差が生ずるときは，33（料金の算定）⒀に準じて臨時接続送電サービス料金の調整を行ないます。

⑾　災害により被害を受けた需要者の供給地点において，当社が分割接続供給を行なう場合で，⑶または⑹によって割引を行ない予備送電サービス料金を算定するときは，⑿による料金の調整を行なうために，１供給地点につき，１予備送電サービスを適用した場合の予備送電サービス料金を，⑶または⑹に準じて割引を行ない算定いたします。

⑿　災害により被害を受けた需要者の供給地点において，当社が分割接続供給を行ない，かつ，予備送電サービスをあわせて適用し，⑶または⑹によって割引を行ない予備送電サービス料金を算定する場合で，それぞれの契約者に係る予備送電サービス料金の合計と，⑾によって算定された１供給地点につき，１予備送電サービスを適用した場合の予備送電サービス料金との間に差が生ずるときは，33（料金の算定）⒁に準じて予備送電サービス料金の調整を行ないます。

⒀　災害により被害を受けた発電者の受電地点に係る系統連系受電サービス料金について，災害発生日が属する月の前月の料金（支払期日が災害発生日以降となるものに限ります。），および災害発生日が属する月からその翌々月までの料金の支払期日を，34（支払義務の発生および支払期日）にかかわらず，それぞれ１月延期いたします。

⒁　災害により被害を受けた発電者の受電地点において，災害により被害を受けたときから引き続きまったく発電または放電しない場合（他の発電量調整供給契約等と同一計量する場合等は，すべての発電量調整供給等に係る発電

量調整受電電力量等が零であるときに限ります。）には，災害発生日が属する月から６月後の月の末日までの間は，料金の算定期間ごとに次の割引を行ない料金を算定いたします。

イ　割引の対象

当該受電地点の系統連系受電サービスの基本料金から系統設備効率化割引額を差し引いた金額といたします。ただし，33（料金の算定）⑴イ，ハ，ニ，トまたはチの場合は，まったく電気を発電または放電しない日における契約内容に応じて算定される１月の金額といたします。

ロ　割 引 率

ハに定める割引日数１日ごとに４パーセントといたします。

ハ　割引日数

割引日数は，各月の料金の算定期間における，災害により被害を受けたときから引き続きまったく電気を発電または放電しない期間の日数とし，30分ごとの発電量調整受電電力量等にもとづき当社との協議によって定めます。

⑮　災害により被害を受けた発電者の受電地点において，発電設備等が災害のため復旧まで一時運転不能となった場合，18（料金）⑶にかかわらず，災害発生日が属する月から６月後の月の末日までの間は，その運転不能設備に相当する系統連系受電サービスの基本料金の割引を行ない料金を算定いたします。

なお，この場合，その運転不能設備に相当する系統連系受電サービスの系統設備効率化割引は適用いたしません。

別　　表

別　　表

1　契約設備電力の算定

契約設備電力は，原則として，負荷設備の容量等を基準として定めるものといたします。

ただし，これによりがたい場合は，主開閉器の定格電流にもとづき別表３（契約電力および契約容量の算定方法）に準じて算定いたします。

2　系統設備効率化割引の対象変電所等

⑴　系統設備効率化割引の対象変電所等

次の変電所等を系統設備効率化割引の対象変電所等といたします。

割引区分	割引対象変電所等
Ａ－１	信貴変電所
Ａ－２	西京都変電所，南京都変電所，新生駒変電所， 紀の川変電所，金剛変電所，御坊変電所，淀川変電所， 東大阪変電所，下穂積変電所，湖南変電所，洛南変電所， 枚方変電所，新寝屋川変電所，南河内変電所， 南大阪変電所，北葛城変電所，喜撰山開閉所， 東大和開閉所，東近江開閉所，紀北変換所， 鳴門変電所（四国電力送配電株式会社）
Ａ－３	北摂変電所，猪名川変電所，新綾部変電所，嶺南変電所， 能勢変電所，奥多々良木変電所，伊丹変電所，北大阪変電所， 東播変電所，西神戸変電所，北豊中変電所，小曽根変電所， 湖東変電所，西大阪変電所，甲賀変電所，栗東変電所， 泉南変電所，泉北変電所，海南港変電所，多奈川変電所， 西淡変電所，京北開閉所，山崎開閉所，大河内開閉所

割引区分	割引対象変電所等
Ｂ－１	有馬変電所，城見変電所，松ケ丘変電所，真上町変電所， 阿武野変電所，水無瀬変電所，富田変電所，上牧変電所， 高槻変電所，芥川変電所，東天川変電所，西天川変電所， 五百住変電所，如是変電所，茨木変電所，春日変電所， 下穂積変電所，南茨木変電所，山田変電所，千里丘変電所， 小野原変電所，西宿変電所，上新田変電所，稲変電所， 桜ケ丘変電所，渋谷変電所，箕面変電所，石橋変電所， 刀根山変電所，北豊中変電所，池田変電所，熊野変電所， 長興寺変電所，佐井寺変電所，岸部変電所，山手町変電所， 西千里変電所，楠葉変電所，招提変電所，牧野変電所， 田口変電所，長尾変電所，長尾元町変電所，津田変電所， 中宮変電所，洞ヶ峠変電所，郡津東変電所，禁野変電所， 南枚方変電所，中振変電所，茄子作変電所，唐崎変電所， 光善寺変電所，目垣変電所，真砂変電所，沢良宜変電所， 鳥飼変電所，正雀変電所，味生変電所，香里変電所， 三井変電所，豊野変電所，下池田変電所，平池変電所， 交野変電所，星田変電所，寝屋川変電所，四条畷変電所， 砂変電所，神田変電所，大庭変電所，大和田変電所， 藤田変電所，浜町変電所，八雲変電所，守口変電所， 速見変電所，寺方変電所，旭東変電所，島頭変電所， 北島橋変電所，茨田変電所，茨田浜変電所，末広変電所， 瑞光変電所，小松変電所，吹田変電所，野崎変電所， 大東変電所，中垣内変電所，豊里町変電所，豊津変電所， 浜変電所，南金田変電所，豊南変電所，西三国変電所， 淡路町変電所，東淀川変電所，木川変電所，三国変電所， 服部変電所，庄内変電所，三津屋変電所，十三変電所， 長柄変電所，西扇町変電所，北野変電所，大仁変電所， 福島変電所，曽根崎変電所，扇町変電所，空心町変電所， 天満橋変電所，北浜変電所，船場変電所，久宝寺変電所， 亀甲町変電所，大開町変電所，備後町変電所， 農人橋変電所，赤川変電所，生江町変電所，森小路変電所， 関目変電所，放出変電所，都島変電所，野江変電所， 新喜島変電所，中本変電所，今津町変電所，御幣島変電所， 姫島変電所，福変電所，新大岩変電所，加納変電所， 鴻池変電所，石切変電所，下島変電所，枚岡変電所， 桜町変電所，三宅変電所，田井城変電所，藤井寺変電所， 道明寺変電所，中村変電所，津久野変電所，深井変電所， 西浦変電所，福田変電所，八田変電所，北野田変電所， 高石変電所，喜志変電所，信太変電所，深阪変電所， 菱木変電所，新狭山変電所，府中変電所，黒鳥変電所， 光明池変電所，富田林変電所，泉ヶ丘変電所，錦織変電所， 汐ノ宮変電所，滝谷変電所，唐国変電所，岸和田変電所， 田治米変電所，栂変電所，蛸地蔵変電所，長野変電所， 三日市変電所，桂変電所，上里変電所，長岡変電所， 大山崎変電所，久我変電所，双ケ岡変電所，嵯峨変電所， 太秦変電所，西院変電所，太子道変電所，朱雀野変電所， 白梅町変電所，北衣手変電所，堀川変電所，島原変電所，

割引区分	割引対象変電所等
Ｂ－１	西京極変電所，東寺変電所，大仏変電所，三条変電所， 下京変電所，吉祥院変電所，七条変電所，向日町変電所， 神足変電所，醍醐変電所，山科変電所，西山科変電所， 大塚変電所，新山科変電所，木津変電所，多田変電所， 川西変電所，中山寺変電所，山本変電所，久代変電所， 宝塚変電所，安倉変電所，仁川変電所，昆陽変電所， 千僧変電所，東伊丹変電所，稲野変電所，椎堂変電所， 塚口変電所，神崎変電所，潮江変電所，杭瀬変電所， 名神町変電所，立花変電所，尼崎変電所，前浜変電所， 北鳴尾変電所，北立花変電所，武庫変電所，甲東園変電所， 広田変電所，中須佐変電所，西宮変電所，津門変電所， 香枦園変電所，夙川変電所，岩園変電所，芦屋変電所， 深江変電所，本山変電所，甲南変電所，魚崎変電所， 六甲アイランド変電所，御影変電所，新在家変電所， 篠原変電所，上筒井変電所，葺合変電所，神戸港変電所， 三宮変電所，元町変電所，新開地変電所，和田変電所， 秋篠変電所，登美ヶ丘変電所，東生駒変電所，堅田変電所， 阪本変電所，守山変電所，駒井沢変電所，皇子山変電所， 草津変電所，矢橋変電所，野路変電所，瀬田変電所， 木村橋変電所，野口変電所，別府変電所
Ｂ－２	上本町変電所，岡町変電所，江戸堀変電所，中之島変電所， 真田山変電所，信濃橋変電所，立売堀変電所，波除変電所， 四貫島変電所，北港変電所，舞洲変電所，市岡変電所， 本田変電所，築港変電所，泉尾変電所，鶴町変電所， 南恩加島変電所，諏訪変電所，鶴橋変電所，中川町変電所， 猪飼野変電所，今里変電所，佃変電所，河内変電所， 稲田変電所，春宮変電所，三休橋変電所，道頓堀変電所， 西堤変電所，高井田変電所，荒本変電所，意岐部変電所， 千日前変電所，高津変電所，永和変電所，湊町変電所， 足代変電所，難波変電所，桃谷変電所，下寺町変電所， 芦原橋変電所，花園変電所，俊徳変電所，小坂変電所， 布施変電所，瓢箪山変電所，津守変電所，萩之茶屋変電所， 田島変電所，天王寺変電所，長瀬変電所，友井変電所， 阿倍野変電所，今宮変電所，百済変電所，巽変電所， 美章園変電所，正覚寺変電所，小畑変電所，西八尾変電所， 緑ヶ丘変電所，上尾町変電所，玉出変電所，帝塚山変電所， 南港変電所，敷津変電所，平野変電所，山坂変電所， 中野変電所，粉浜変電所，加美変電所，東郷変電所， 鷹合町変電所，加賀屋変電所，竜華変電所，刑部変電所， 上住吉変電所，老原変電所，八尾変電所，住之江変電所， 長吉変電所，苅田変電所，我孫子変電所，瓜破変電所， 錦綾変電所，川辺変電所，堅下変電所，弓削変電所， 三宝変電所，東堺変電所，大小路変電所，長曽根変電所， 天美変電所，竜神変電所，松原変電所，高鷲変電所，

割引区分	割引対象変電所等
Ｂ－２	土師ノ里変電所，金岡変電所，旭ケ丘変電所， 石津川変電所，恵我之荘変電所，梅町変電所，金田変電所， 浜寺変電所，美原変電所，鳳変電所，大野芝変電所， 泉北港変電所，日置荘変電所，福泉変電所，助松変電所， 泉大津変電所，荒木変電所，土生変電所，貝塚変電所， 二色浜変電所，見出川変電所，佐野変電所， りんくうタウン変電所，鶴原変電所，羽倉崎変電所， 尾崎変電所，上中町変電所，南川町変電所，小浜変電所， 高浜変電所，白鳥変電所，中舞鶴変電所，弥栄町変電所， 間人変電所，峰山変電所，岩滝変電所，波路変電所， 東舞鶴変電所，岩井変電所，綾部変電所，馬堀変電所， 大原野変電所，大宮変電所，西賀茂変電所，上賀茂変電所， 田中変電所，室町変電所，松ヶ崎変電所，山端変電所， 中京変電所，竹間変電所，上鳥羽変電所，蹴上変電所， 河原町変電所，寺町変電所，祇園変電所，有隣変電所， 勧進橋変電所，清井町変電所，錦変電所，淀変電所， 丹波橋変電所，伏見変電所，下鳥羽変電所，木幡変電所， 小倉変電所，菟道変電所，稲荷変電所，深草変電所， 枇杷庄変電所，市辺変電所，大久保変電所，久御山変電所， 岩田変電所，男山変電所，久世変電所，久津川変電所， 松井変電所，篠山変電所，丹南変電所，ゆりのき台変電所， 弥生が丘変電所，鹿の子台変電所，藤原台変電所， 口酒井変電所，園田変電所，南尼崎変電所，南灘変電所， 旭変電所，ポート南変電所，ポートアイランド変電所， 中山手変電所，楠橋変電所，有馬道変電所， 丸山変電所（兵庫県神戸市），会陽変電所，菅原変電所， 長田変電所，千歳町変電所，鷹取変電所，須磨変電所， 神戸変電所，箕谷変電所，鈴蘭台変電所，高塚山変電所， 樫野台変電所，白川変電所，落合変電所（兵庫県神戸市）， 名谷変電所，垂水変電所，舞子変電所，歌敷山変電所， 大蔵谷変電所，有瀬変電所，太寺変電所，南明石変電所， 西明石変電所，明石変電所，西大久保変電所， 江井島変電所，土山変電所，奈良変電所，高天町変電所， 平城変電所，南生駒変電所，学園前変電所，富雄変電所， 菅原町変電所，六条西変電所，京終変電所，北之庄変電所， 昭和変電所，二階堂変電所，丹波市変電所，王寺変電所， 真美ヶ丘変電所，市場変電所，高田変電所，西橿原変電所， 橿原変電所，田原本変電所，千代変電所，桜井変電所， 畝傍変電所，栄和町変電所，下田変電所，川合変電所， 川原樋川変電所，草野川変電所，高月町変電所， 新長浜変電所，長浜変電所，彦根変電所，芹川変電所， 八幡変電所，近江河西変電所，祇王変電所，浜大津変電所， 大津変電所，新草津変電所，膳所変電所，松江変電所， 北島変電所，和歌山変電所，貝柄町変電所，宮変電所， 城北橋変電所，湊変電所，手平変電所，堀止変電所， 海南変電所，甲斐川変電所，田辺変電所，新宮変電所， 浜坂変電所，城崎変電所，八鹿変電所，中瀬変電所，

割引区分	割引対象変電所等
Ｂ－２	城北変電所，城西変電所，総社変電所，宮西変電所， 東延末変電所，城南変電所，手柄変電所，飾磨港変電所， 高畑変電所，一色変電所，矢田川変電所

なお，系統設備効率化割引の対象変電所等および系統設備効率化割引単価については，原則として2028年４月１日に見直しを行なうものとし，当該見直し後は原則として５年ごとに見直しを行なうものといたします。

⑵　系統設備効率化割引の割引区分の適用

イ　⑴の割引区分は，10（契約の成立および契約期間）⑴により系統連系受電契約が成立したときの連系変電所等により適用いたします。

なお，連系変電所等については，原則として2028年４月１日に見直しを行なうものとし，当該見直し後は原則として５年ごとに見直しを行なうものといたします。

ロ　⑴に定める系統設備効率化割引の対象変電所等および系統設備効率化割引単価の見直しまでの間に利用する変電所等に変更があった場合であっても，⑴に定める系統設備効率化割引の対象変電所等および系統設備効率化割引単価の見直しまでの間に適用される割引区分は継続されるものといたします。

ハ　⑴に定める系統設備効率化割引の対象変電所等および系統設備効率化割引単価の見直し後に発電量調整供給を開始した場合であっても，⑴の割引区分は，イにより適用するものといたします。ただし，適用される22（系統連系受電サービス）⑶ハ㈡の系統設備効率化割引単価は見直し後のものといたします。

ニ　2024年４月１日以降，受電地点を新たに設定する発電場所（発電設備等を新たに使用する場合に限ります。）または同一地点で発電設備等のすべての変更を行なう発電場所について，発電量調整供給の開始または変更以降，⑴に定める系統設備効率化割引の対象変電所等および系統設備効率化

割引単価の見直しを行なった場合における見直し後に適用する割引区分は，その次の⑴に定める系統設備効率化割引の対象変電所等および系統設備効率化割引単価の見直しまでの間１回に限り，次のとおりといたします。ただし，適用される22（系統連系受電サービス）⑶ハ㈡の系統設備効率化割引単価は見直し後のものといたします。

見直し前の割引区分	見直し後の割引区分	適用される割引区分
Ａ－１	Ａ－１，Ａ－２，Ａ－３ または割引対象外	Ａ－１
Ａ－２	Ａ－１	Ａ－１
	Ａ－２，Ａ－３ または割引対象外	Ａ－２
Ａ－３	Ａ－１	Ａ－１
	Ａ－２	Ａ－２
	Ａ－３または割引対象外	Ａ－３
Ｂ－１	Ｂ－１，Ｂ－２ または割引対象外	Ｂ－１
Ｂ－２	Ｂ－１	Ｂ－１
	Ｂ－２または割引対象外	Ｂ－２

３　契約電力および契約容量の算定方法

19（接続送電サービス）⑵イ㈡もしくは㈣または20（臨時接続送電サービス）⑵イ㈠ｂもしくは㈡ｂの場合の契約電力または契約容量は，次により算定いたします。ただし，契約電力を算定する場合は，力率（100パーセントといたします。）を乗じます。

⑴　供給電気方式および供給電圧が交流単相２線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相３線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトの場合

$$\text{契約主開閉器の定格電流（アンペア）}\times\text{電圧（ボルト）}\times\frac{1}{1{,}000}$$

なお，交流単相３線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトの場合の電圧

は，200ボルトといたします。

⑵　供給電気方式および供給電圧が交流３相３線式標準電圧200ボルトの場合

$$\text{契約主開閉器の定格電流（アンペア）}\times\text{電圧（ボルト）}\times 1.732\times\frac{1}{1{,}000}$$

４　負荷設備の入力換算容量

⑴　照明用電気機器

照明用電気機器の換算容量は，次のイ，ロ，ハおよびニによります。

イ　けい光灯

	換算容量	
	入力（ボルトアンペア）	入力（ワット）
高力率型	管灯の定格消費電力（ワット）×150パーセント	管灯の定格消費電力（ワット）×125パーセント
低力率型	管灯の定格消費電力（ワット）×200パーセント	

ロ　ネオン管灯

２次電圧（ボルト）	換算容量		
	入力（ボルトアンペア）		入力（ワット）
	高力率型	低力率型	
3,000	30	80	30
6,000	60	150	60
9,000	100	220	100
12,000	140	300	140
15,000	180	350	180

ハ　スリームラインランプ

管の長さ（ミリメートル）	換　算　容　量	
	入力（ボルトアンペア）	入力（ワット）
999以下	40	40
1,149以下	60	60
1,556以下	70	70
1,759以下	80	80
2,368以下	100	100

ニ　水 銀 灯

出　　力（ワット）	換 算 容 量		
	入力（ボルトアンペア）		入力（ワット）
	高力率型	低力率型	
40以下	60	130	50
60以下	80	170	70
80以下	100	190	90
100以下	150	200	130
125以下	160	290	145
200以下	250	400	230
250以下	300	500	270
300以下	350	550	325
400以下	500	750	435
700以下	800	1,200	735
1,000以下	1,200	1,750	1,005

⑵　誘導電動機

イ　単相誘導電動機

⑴　出力が馬力表示の単相誘導電動機の換算容量（入力〔キロワット〕）は，換算率100.0パーセントを乗じたものといたします。

⑵　出力がワット表示のものは，次のとおりといたします。

出　力 （ワット）	換　算　容　量		
	入力（ボルトアンペア）		入力（ワット）
	高力率型	低力率型	
35以下	—	160	出力（ワット） ×133.0パーセント
45以下	—	180	
65以下	—	230	
100以下	250	350	
200以下	400	550	
400以下	600	850	
550以下	900	1,200	
750以下	1,000	1,400	

ロ　３相誘導電動機

換算容量（入力〔キロワット〕）
出力（馬力）　　×　93.3パーセント
出力（キロワット）×　125.0パーセント

⑶　レントゲン装置

レントゲン装置の換算容量は，次によります。

なお，レントゲン装置が２以上の装置種別を兼ねる場合は，いずれか大きい換算容量といたします。

装置種別（携帯型および移動型を含みます。）	最高定格管電圧（キロボルトピーク）	管電流（短時間定格電流）（ミリアンペア）	換算容量（入力）（キロボルトアンペア）
治療用装置			定格1次最大入力（キロボルトアンペア）の値といたします。
診察用装置	95キロボルトピーク以下	20ミリアンペア以下	1
		20ミリアンペア超過30ミリアンペア以下	1.5
		30ミリアンペア超過50ミリアンペア以下	2
		50ミリアンペア超過100ミリアンペア以下	3
		100ミリアンペア超過200ミリアンペア以下	4
		200ミリアンペア超過300ミリアンペア以下	5
		300ミリアンペア超過500ミリアンペア以下	7.5
		500ミリアンペア超過1,000ミリアンペア以下	10
	95キロボルトピーク超過100キロボルトピーク以下	200ミリアンペア以下	5
		200ミリアンペア超過300ミリアンペア以下	6
		300ミリアンペア超過500ミリアンペア以下	8
		500ミリアンペア超過1,000ミリアンペア以下	13.5
	100キロボルトピーク超過125キロボルトピーク以下	500ミリアンペア以下	9.5
		500ミリアンペア超過1,000ミリアンペア以下	16
	125キロボルトピーク超過150キロボルトピーク以下	500ミリアンペア以下	11
		500ミリアンペア超過1,000ミリアンペア以下	19.5
蓄電器放電式診察用装置	コンデンサ容量0.75マイクロファラッド以下		1
	0.75マイクロファラッド超過1.5マイクロファラッド以下		2
	1.5マイクロファラッド超過3マイクロファラッド以下		3

⑷　電気溶接機

電気溶接機の換算容量は，次の算式によって算定された値といたします。

イ　日本産業規格に適合した機器（コンデンサ内蔵型を除きます。）の場合

入力（キロワット）＝最大定格１次入力（キロボルトアンペア）
×70パーセント

ロ　イ以外の場合

入力（キロワット）＝実測した１次入力（キロボルトアンペア）
×70パーセント

⑸　そ の 他

イ　⑴，⑵，⑶および⑷によることが不適当と認められる電気機器の換算容量（入力）は，実測した値を基準として契約者と当社との協議によって定めます。ただし，特別の事情がある場合は，定格消費電力を換算容量（入力）とすることがあります。

ロ　動力と一体をなし，かつ，動力を使用するために直接必要であって欠くことができない表示灯は，動力とあわせて１契約負荷設備として契約負荷設備の容量（入力）を算定いたします。

ハ　予備設備であることが明らかな電気機器については，契約負荷設備の容量の算定の対象といたしません。

５　平均力率早見表

⑴　この約款における平均力率は次表によります。ただし，有効電力量の値が零となる場合の平均力率は，85パーセントとみなします。

⑵　有効電力量および無効電力量の計量については，　30（計量）に準ずるものといたします。ただし，有効電力量または無効電力量は，　30（計量）にかかわらず，当分の間，やむをえない場合には，受電電圧または供給電圧と異なった電圧で計量いたします。この場合，有効電力量または無効電力量は，計量された有効電力量または無効電力量を，受電電圧または供給電圧と同位にするために，原則として３パーセントの損失修正率によって修正したものといたします。

Wo/Wの値		平均力率（%）	Wo/Wの値		平均力率（%）
0.0000から	0.1004まで	100	1.0932から	1.1231まで	67
0.1005	0.1752	99	1.1232	1.1536	66
0.1753	0.2279	98	1.1537	1.1848	65
0.2280	0.2718	97	1.1849	1.2166	64
0.2719	0.3106	96	1.2167	1.2490	63
0.3107	0.3461	95	1.2491	1.2822	62
0.3462	0.3793	94	1.2823	1.3161	61
0.3794	0.4108	93	1.3162	1.3508	60
0.4109	0.4409	92	1.3509	1.3864	59
0.4410	0.4701	91	1.3865	1.4229	58
0.4702	0.4984	90	1.4230	1.4603	57
0.4985	0.5261	89	1.4604	1.4988	56
0.5262	0.5533	88	1.4989	1.5384	55
0.5534	0.5801	87	1.5385	1.5792	54
0.5802	0.6066	86	1.5793	1.6211	53
0.6067	0.6329	85	1.6212	1.6644	52
0.6330	0.6590	84	1.6645	1.7091	51
0.6591	0.6850	83	1.7092	1.7554	50
0.6851	0.7110	82	1.7555	1.8031	49
0.7111	0.7370	81	1.8032	1.8526	48
0.7371	0.7630	80	1.8527	1.9039	47
0.7631	0.7892	79	1.9040	1.9571	46
0.7893	0.8154	78	1.9572	2.0124	45
0.8155	0.8419	77	2.0125	2.0700	44
0.8420	0.8685	76	2.0701	2.1299	43
0.8686	0.8954	75	2.1300	2.1923	42
0.8955	0.9225	74	2.1924	2.2576	41
0.9226	0.9500	73	2.2577	2.3258	40
0.9501	0.9778	72	2.3259	2.3972	39
0.9779	1.0060	71	2.3973	2.4721	38
1.0061	1.0345	70	2.4722	2.5507	37
1.0346	1.0636	69	2.5508	2.6334	36
1.0637	1.0931	68	2.6335	2.7206	35

Wo/Wの値		平均力率（%）	Wo/Wの値		平均力率（%）
2.7207から	2.8126まで	34	5.9776から	6.3736まで	16
2.8127	2.9099	33	6.3737	6.8237	15
2.9100	3.0130	32	6.8238	7.3396	14
3.0131	3.1225	31	7.3397	7.9373	13
3.1226	3.2390	30	7.9374	8.6380	12
3.2391	3.3633	29	8.6381	9.4712	11
3.3634	3.4962	28	9.4713	10.4787	10
3.4963	3.6389	27	10.4788	11.7221	9
3.6390	3.7919	26	11.7222	13.2958	8
3.7920	3.9572	25	13.2959	15.3521	7
3.9573	4.1362	24	15.3522	18.1543	6
4.1363	4.3305	23	18.1544	22.1997	5
4.3306	4.5424	22	22.1998	28.5539	4
4.5425	4.7744	21	28.5540	39.9875	3
4.7745	5.0298	20	39.9876	66.6667	2
5.0299	5.3121	19	66.6668	199.9975	1
5.3122	5.6261	18	199.9976	∞	
5.6262	5.9775	17			

（注）1　W……有効電力量（kWh）　　Wo……無効電力量（kvarh）

2　Wo/Wは小数点以下第４位までとし，第５位で四捨五入するものといたします。

3　この表は平均力率＝ $\dfrac{W}{\sqrt{W^2+Wo^2}}$ ×100の算式により計算されています。

６　契約負荷設備の総容量の算定

⑴　差込口の数と電気機器の数が異なる場合は，次によって算定された値にもとづき，契約負荷設備の総容量を算定いたします。

イ　電気機器の数が差込口の数を上回る場合

差込口の数に応じた電気機器の総容量（入力）といたします。この場合，最大の入力の電気機器から順次対象といたします。

ロ　電気機器の数が差込口の数を下回る場合

電気機器の総容量（入力）に電気機器の数を上回る差込口の数に応じて次によって算定した値を加えたものといたします。

⑷　住宅，アパート，寮，病院，学校および寺院

１差込口につき　50ボルトアンペア

⑸　⑷以外の場合

１差込口につき　100ボルトアンペア

⑵　⑴により，契約負荷設備の総容量を算定することが不適当と認められる場合は，原則として，負荷設備の容量等を基準として定めるものといたします。ただし，寮，アパート等は，建物構造を参考に協議決定いたします。

７　発電量調整受電計画電力量，接続対象計画電力量および需要抑制量調整受電計画電力量に関する取扱い

⑴　発電量調整受電計画電力量の取扱い

発電量調整受電計画電力量は，原則として，別表10（発電計画・調達計画・販売計画）に定める当日計画の通知の期限における発電計画といたします。

ただし，発電契約者が通知した販売計画または調達計画が不適当と認められる場合には，当該計画は次に定める値とみなします。

イ　発電契約者が通知した販売計画または調達計画のうち，卸電力取引所への販売分または卸電力取引所からの調達分が卸電力取引所における約定結果と一致しない場合

卸電力取引所における約定結果の値（卸電力取引市場における市場約

定後において，電力広域的運営推進機関より約定結果の値の変更に係る通知を受けた場合は，通知を受けた変更後の値といたします。また，約定がない場合は零とみなします。）

ロ　発電契約者が通知した販売計画または調達計画のうち，イ以外の分が取引相手の対応する計画と一致しない場合

発電契約者の販売計画または調達計画と取引相手の対応する計画とのうちいずれか小さい値（取引相手の対応する計画がない場合は零とみなします。）

なお，当日計画の通知の期限において発電契約者が通知した発電計画と調達計画の合計値が販売計画と一致しない場合は，販売計画から調達計画を差し引いた値を当日計画の通知の期限における発電計画とみなします（以下「みなし発電計画」といいます。）。

この場合の発電バランシンググループごとの発電計画は，30分ごとに次の算式によりえられた値とみなします。

$$\text{発電バランシンググループごとの発電計画} = \text{みなし発電計画の値} \times \frac{\text{当日計画の通知の期限における発電バランシンググループごとの発電計画の値}}{\text{当日計画の通知の期限における発電計画の値}}$$

⑵　接続対象計画電力量の取扱い

接続対象計画電力量は，原則として，別表９（需要計画・調達計画・販売計画）に定める当日計画の通知の期限における需要想定値といたします。

ただし，契約者が通知した調達計画または販売計画が不適当と認められる場合には，当該計画は次に定める値とみなします。

イ　契約者が通知した調達計画または販売計画のうち，卸電力取引所への販売分または卸電力取引所からの調達分が卸電力取引所における約定結果と一致しない場合

卸電力取引所における約定結果の値（卸電力取引市場における市場約定後において，電力広域的運営推進機関より約定結果の値の変更に係る通知

を受けた場合は，通知を受けた変更後の値といたします。また，約定がない場合は零とみなします。）

ロ　契約者が通知した調達計画または販売計画のうち，イ以外の分が取引相手の対応する計画と一致しない場合

契約者の調達計画または販売計画と取引相手の対応する計画とのうちいずれか小さい値（取引相手の対応する計画がない場合は零とみなします。）

なお，当日計画の通知の期限において契約者が通知した需要想定値と需要想定値に対する取引計画が一致しない場合は，調達計画から販売計画を差し引いた値を当日計画の通知の期限における需要想定値とみなします。

⑶　需要抑制量調整受電計画電力量の取扱い

イ　需要抑制量調整受電計画電力量は，原則として，別表11（需要抑制計画・調達計画・販売計画・ベースライン）に定める当日計画の通知の期限における需要抑制計画といたします。

ただし，需要抑制契約者が通知した調達計画または販売計画が不適当と認められる場合には，当該計画は次に定める値とみなします。

⑴　需要抑制契約者が通知した調達計画または販売計画のうち，卸電力取引所への販売分または卸電力取引所からの調達分が卸電力取引所における約定結果と一致しない場合

卸電力取引所における約定結果の値（卸電力取引市場における市場約定後において，電力広域的運営推進機関より約定結果の値の変更に係る通知を受けた場合は，通知を受けた変更後の値といたします。また，約定がない場合は零とみなします。）

⑵　需要抑制契約者が通知した調達計画または販売計画のうち，⑴以外の分が取引相手の対応する計画と一致しない場合

需要抑制契約者の調達計画または販売計画と取引相手の対応する計画とのうちいずれか小さい値（取引相手の対応する計画がない場合は零とみなします。）

ロ　需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量または需要抑制量調整受電計

画差対応余剰電力量の算定上，次の㈠または㈡に該当する場合は，次に定める値を需要抑制計画とみなします（以下「みなし需要抑制計画」といいます。）。この場合，みなし需要抑制計画が負となるときの31（電力および電力量の算定）⑭イ㈡および㈢の需要抑制量調整受電計画電力量は，当日計画の通知の期限における需要抑制計画といたします。

なお，需要抑制契約者が複数の需要抑制バランシンググループを設定される場合の需要抑制バランシンググループごとのみなし需要抑制計画は，30分ごとに次の算式によりえられた値といたします。

$$\text{需要抑制バランシンググループごとのみなし需要抑制計画の値} = \text{みなし需要抑制計画の値} \times \frac{\text{当日計画の通知の期限における需要抑制バランシンググループごとの需要抑制計画の値}}{\text{当日計画の通知の期限における需要抑制計画の合計値}}$$

㈠　需要抑制契約者が通知した販売計画（イにより変更した場合は変更後の値といたします。）が調達計画（イにより変更した場合は変更後の値といたします。）を上回る場合

販売計画と調達計画の差を需要抑制計画の合計値に加えた値

㈡　需要抑制契約者が通知した販売計画（イにより変更した場合は変更後の値といたします。）が調達計画（イにより変更した場合は変更後の値といたします。）を下回る場合

販売計画と調達計画の差を需要抑制計画の合計値から差し引いた値

８　電力量の協定

電力量を協議によって定める場合の基準は，原則として次によります。

⑴　定額制供給の場合の接続供給電力量

イ　接続供給電力量の算定式

その１月の接続供給電力量は，接続送電サービスまたは臨時接続送電サービスに応じて次により算定いたします。ただし，33（料金の算定）⑴イ，ロ，ニ，ホまたはへの場合は，接続送電サービスまたは臨時接続送電サービスに応じて次により算定した値を当月の料金の算定期間の日数で除

し，協定の対象となる期間（以下「協定期間」といいます。）の日数を乗じた値といたします。

電灯定額接続送電サービス	電灯である契約負荷設備	10ワットまでの１灯につき	10ﾜｯﾄ×ロに定める月別使用時間
		10ワットをこえ20ワットまでの１灯につき	20ﾜｯﾄ×ロに定める月別使用時間
		20ワットをこえ40ワットまでの１灯につき	40ﾜｯﾄ×ロに定める月別使用時間
		40ワットをこえ60ワットまでの１灯につき	60ﾜｯﾄ×ロに定める月別使用時間
		60ワットをこえ100ワットまでの１灯につき	100ﾜｯﾄ×ロに定める月別使用時間
		100ワットをこえる１灯につき100ワットまでごとに	100ﾜｯﾄ×ロに定める月別使用時間
	小型機器である契約負荷設備１機器につき		20ｷﾛﾜｯﾄ時
電灯臨時定額接続送電サービス			契約灯個数×40ｷﾛﾜｯﾄ時
動力臨時定額接続送電サービス			契約電力×200時間

ロ　月別使用時間

月別使用時間は，計算月ごとに下表のとおりといたします。

計算月	１月	２月	３月	４月	５月	６月
月別使用時間	472	469	401	410	362	342
計算月	７月	８月	９月	10月	11月	12月
月別使用時間	312	326	348	368	416	435

ただし，閏年となる場合における３月の月別使用時間は，上表にかかわらず，415時間といたします。

⑵　従量制供給の場合の接続供給電力量

イ　過去の接続供給電力量による場合

次のいずれかによって算定いたします。ただし，協定期間または過去の電力量が計量された料金の算定期間に契約電力または契約容量の変更が

あった場合は，料金の計算上区分すべき期間の日数に契約電力または契約容量を乗じた値の比率を勘案して算定いたします。

⑴　前月または前年同月の接続供給電力量による場合

$$\frac{\text{前月または前年同月の接続供給電力量}}{\text{前月または前年同月の料金の算定期間の日数}} \times \text{協定期間の日数}$$

⑵　前３月間の接続供給電力量による場合

$$\frac{\text{前３月間の接続供給電力量}}{\text{前３月間の料金の算定期間の日数}} \times \text{協定期間の日数}$$

ロ　使用された負荷設備の容量と使用時間による場合

使用された負荷設備の容量（入力）にそれぞれの使用時間を乗じてえた値を合計した値といたします。

ハ　取替後の計量器によって計量された期間の日数が10日以上である場合で，取替後の計量器によって計量された接続供給電力量によるとき。

$$\frac{\text{取替後の計量器によって計量された接続供給電力量}}{\text{取替後の計量器によって計量された期間の日数}} \times \text{協定期間の日数}$$

ニ　参考のために取り付けた計量器の計量による場合

参考のために取り付けた計量器によって計量された接続供給電力量といたします。

なお，この場合の計量器の取付けは，63（計量器等の取付け）に準ずるものといたします。

ホ　公差をこえる誤差により修正する場合

$$\frac{\text{計量電力量}}{\text{100パーセント＋（±誤差率）}}$$

なお，公差をこえる誤差の発生時期が確認できない場合は，次の月以降の接続供給電力量を対象として協定いたします。

⑴　契約者の申出により測定したときは，申出の日の属する月

⑵　当社が発見して測定したときは，発見の日の属する月

⑶　⑴または⑵によって接続供給電力量を定める場合，協定期間の30分ごとの

接続供給電力量は，協定期間の接続供給電力量を協定期間における30分ごとの接続供給電力量として均等に配分してえられる値といたします。

ただし，⑵によって接続供給電力量を定める場合で，協定期間の接続供給電力量を計量器の時間帯区分ごとに定めるときは，協定期間における各時間帯区分ごとの接続供給電力量をそれぞれの時間帯区分の30分ごとの接続供給電力量として均等に配分してえられる値といたします。

⑷　発電量調整受電電力量の協定については，⑵および⑶に準ずるものといたします。

９　需要計画・調達計画・販売計画

需要計画・調達計画・販売計画の通知の期限および通知の内容は，次のとおりといたします。

<table>
<tr><td colspan="2">対象期間</td><td>年間計画（第１年度，第２年度）</td><td>月間計画（翌月，翌々月）</td><td>週間計画（翌週，翌々週）</td><td>翌々日計画</td><td>翌日計画</td><td>当日計画</td></tr>
<tr><td colspan="2">通知の期限</td><td>毎年
10月31日</td><td>毎月１日</td><td>毎週
水曜日
午前10時</td><td>毎日
午前10時</td><td>毎日
午前12時</td><td>30分ごとの実需給の開始時刻の１時間前</td></tr>
<tr><td rowspan="3">通知の内容</td><td>需要想定値</td><td>各月の平日および休日の接続対象電力の最大値および最小値</td><td>各週の平日および休日の接続対象電力の最大値および最小値</td><td>電力広域的運営推進機関が指定する時刻の日ごとの接続対象電力</td><td colspan="3">30分ごとの接続対象電力量</td></tr>
<tr><td>需要想定値に対する調達計画・販売計画</td><td>各月の平日および休日の接続対象電力の最大値および最小値に対する発電契約者，契約者または需要抑制契約者ごとの調達分および販売分の計画値</td><td>各週の平日および休日の接続対象電力の最大値および最小値に対する発電契約者，契約者または需要抑制契約者ごとの調達分および販売分の計画値</td><td>電力広域的運営推進機関が指定する時刻の日ごとの接続対象電力に対する発電契約者，契約者または需要抑制契約者ごとの調達分および販売分の計画値</td><td colspan="3">30分ごとの接続対象電力量に対する発電契約者，契約者または需要抑制契約者ごとの調達分および販売分の計画値</td></tr>
<tr><td colspan="3">供給力未調達分の計画値（自己等への電気の供給の場合を除く）</td><td colspan="3">－</td></tr>
</table>

（注）１　需要計画・調達計画・販売計画は，当社所定の様式により提出していただきます。

２　年度とは，４月１日から翌年の３月31日までの期間といたします。

３　当社が供給区域の詳細な需給状況を把握する必要がある場合は，より詳細な断面を提出していただく場合があります。

４　週間計画以前において，連系線の利用に係る調達計画および販売計画がある場合には，当該利用に係る調達分ごとの計画値および当該利用に係る販売分ごとの計画値を提出していただきます。

10　発電計画・調達計画・販売計画

発電計画・調達計画・販売計画の通知の期限および通知の内容は，次のとおりといたします。

<table>
<tr><td colspan="2">対象期間</td><td>年間計画
(第１年度，第２年度)</td><td>月間計画
(翌月，翌々月)</td><td>週間計画
(翌週，翌々週)</td><td>翌々日計画</td><td>翌日計画</td><td>当日計画</td></tr>
<tr><td colspan="2">通知の期限</td><td>毎年
10月31日</td><td>毎月１日</td><td>毎週
水曜日
午前10時</td><td>毎日
午前10時</td><td>毎日
午前12時</td><td>原則として30分ごとの実需給の開始時刻の１時間前</td></tr>
<tr><td rowspan="4">通知の内容</td><td>発電計画</td><td>各月の平日および休日の発電量調整力および最大値および最小値</td><td>各週の平日および休日の発電量調整力および最大値および最小値</td><td>広域的機動的進定の発電電力運営が時と調整電力運関るご量電力</td><td colspan="3">30分ごとの発電量調整受電電力量</td></tr>
<tr><td>調達計画・販売計画</td><td>各月の平日および休日の発電量調整力および最大値契約電力および最小値契約電力に対する発電電力量の調達分および販売分の計画値</td><td>各週の平日および休日の発電量調整力および最大値契約電力および最小値契約電力に対する発電電力量の調達分および販売分の計画値</td><td>広域的機動的進定の発電電力運営が時と調整電力運関るご量電力</td><td colspan="3">30分ごとの発電量調整受電電力量に対する契約者，発電契約者または需要抑制契約者ごとの調達分および販売分の計画値</td></tr>
<tr><td rowspan="2">発電設備等の停止計画</td><td colspan="2">作業の開始日時，作業の終了日時，停止内容，その他必要な項目</td><td>―</td><td colspan="3">―</td></tr>
<tr><td>―</td><td>―</td><td colspan="4">計画外作業
計画作業の変更分</td></tr>
</table>

（注）１　発電計画・調達計画・販売計画は，当社所定の様式により提出していただきます。

２　年度とは，４月１日から翌年の３月31日までの期間といたします。

3　当社が系統運用上必要な場合および料金の算定上必要な場合は，発電場所別の発電計画もあわせて提出していただきます。

4　計画外作業および計画作業の変更分については，発生のつど，すみやかに提出していただきます。

5　当社が供給区域の詳細な需給状況を把握する必要がある場合は，より詳細な断面を提出していただく場合があります。

6　週間計画以前において，連系線の利用に係る調達計画および販売計画がある場合には，当該利用に係る調達分ごとの計画値および当該利用に係る販売分ごとの計画値を提出していただきます。

11　需要抑制計画・調達計画・販売計画・ベースライン

需要抑制計画・調達計画・販売計画・ベースラインの通知の期限および通知の内容は，次のとおりといたします。

<table>
<tr><td colspan="2">対象期間</td><td>年間計画
（第１年度，第２年度）</td><td>月間計画
（翌月，翌々月）</td><td>週間計画
（翌週，翌々週）</td><td>翌々日計画</td><td>翌日計画</td><td>当日計画</td></tr>
<tr><td colspan="2">通知の期限</td><td>毎年
10月31日</td><td>毎月１日</td><td>毎週
水曜日
午前10時</td><td>毎日
午前10時</td><td>毎日
午前12時</td><td>30分ごとの実需給の開始時刻の１時間前</td></tr>
<tr><td rowspan="3">通知の内容</td><td>需要抑制計画</td><td>各月の平日および休日の需要抑制電力の最大値および最小値</td><td>各週の平日および休日の需要抑制電力の最大値および最小値</td><td>電力広域的運営推進機関が指定する日ごとの需要抑制電力の最大値および最小値</td><td colspan="3">30分ごとの需要抑制量調整受電電力量</td></tr>
<tr><td>調達計画・販売計画</td><td>各月の平日および休日の需要抑制電力の最大値および最小値に対する発電契約者，約需要者または需要抑制契約者ごとの調達分および販売分の計画値</td><td>各週の平日および休日の需要抑制電力の最大値および最小値に対する発電契約者，約需要者または需要抑制契約者ごとの調達分および販売分の計画値</td><td>電力広域的運営推進機関が指定する日ごとの需要抑制電力の最大値および最小値に対する発電契約者，約需要者または需要抑制契約者ごとの調達分および販売分の計画値</td><td colspan="3">30分ごとの需要抑制量調整受電電力量に対する契約者，発電契約者または需要抑制契約者ごとの調達分および販売分の計画値</td></tr>
<tr><td>ベースライン</td><td>－</td><td>－</td><td>－</td><td>－</td><td>－</td><td>30分ごとの値</td></tr>
</table>

（注）１　需要抑制計画・調達計画・販売計画・ベースラインは，当社所定の様式により提出していただきます。

２　年度とは，４月１日から翌年の３月31日までの期間といたします。

３　当社が供給区域の詳細な需給状況を把握する必要がある場合は，より詳細な断面を提出していただく場合があります。

４　週間計画以前において，連系線の利用に係る調達計画および販売計画がある場合には，当該利用に係る調達分ごとの計画値および当該利用に係る販売分ごとの計画値を提出していただきます。

12　進相用コンデンサ取付容量基準

進相用コンデンサの容量は，次のとおりといたします。

(1)　照明用電気機器

イ　けい光灯

進相用コンデンサをけい光灯に内蔵する場合の進相用コンデンサ取付容量は，次によります。

使用電圧 （ボルト）	管灯の定格消費電力 （ワット）	コンデンサ取付容量 （マイクロファラッド）
100	10	3.5
	15	4.5
	20	5.5
	30	9
	40	14
	60	17
	80	25
	100	30
200	40	3.5
	60	4.5
	80	5.5
	100	7

ロ　ネオン管灯

変圧器２次電圧 （ボルト）	変圧器容量 （ボルトアンペア）	コンデンサ取付容量 （マイクロファラッド）
3,000	80	20
6,000	100	30
9,000	200	50
12,000	300	50
15,000	350	75

ハ　水 銀 灯

出力（ワット）	コンデンサ取付容量（マイクロファラッド）	
	100ボルト	200ボルト
50以下	30	7
100以下	50	9
250以下	75	15
300以下	100	20
400以下	150	30
700以下	250	50
1,000以下	300	75

⑵　誘導電動機

イ　個々にコンデンサを取り付ける場合

⑴　単相誘導電動機

電動機定格出力	馬　　力	1/8	1/4	1/2	1
	キロワット	0.1	0.2	0.4	0.75
コンデンサ取付容量（マイクロファラッド）	使用電圧100ボルト	40	50	75	100
	使用電圧200ボルト	20	20	30	40

⑵　３相誘導電動機（使用電圧200ボルトの場合といたします。）

a　トップランナーモータの基準を満たす電動機

電動機定格出力	馬　力		1/4	1/2	1	2	3	5	7.5	10	15	20	25	30	40	50
	キロワット		0.2	0.4	0.75	1.5	2.2	3.7	5.5	7.5	11	15	18.5	22	30	37
コンデンサ取付容量（マイクロファラッド）	2極	60ヘルツ	－	－	20	30	40	50	75	100	150	150	200	250	300	400
	4極	60ヘルツ	－	－	30	40	50	75	100	150	200	250	300	400	500	700
	6極	60ヘルツ	－	－	30	50	75	100	150	200	300	300	400	400	500	750

b　その他の電動機

電動機定格出力	馬力	1/4	1/2	1	2	3	5	7.5	10	15	20	25	30	40	50
	キロワット	0.2	0.4	0.75	1.5	2.2	3.7	5.5	7.5	11	15	18.5	22	30	37
コンデンサ取付容量(マイクロファラッド)		10	15	20	30	40	50	75	100	150	200	250	300	400	500

ロ　一括してコンデンサを取り付ける場合

やむをえない事情によって2以上の電動機に対して一括してコンデンサを取り付ける場合のコンデンサの容量は，各電動機の定格出力に対応するイに定めるコンデンサの容量の合計といたします。

(3)　電気溶接機（使用電圧200ボルトの場合といたします。）

イ　交流アーク溶接機

溶接機最大入力(キロボルトアンペア)	3以上	5以上	7.5以上	10以上	15以上	20以上	25以上	30以上	35以上	40以上	45以上50未満
コンデンサ取付容量(マイクロファラッド)	100	150	200	250	300	400	500	600	700	800	900

ロ　交流抵抗溶接機

イの容量の50パーセントといたします。

(4)　そ の 他

(1)，(2)および(3)によることが不適当と認められる電気機器については，機器の特性に応じて契約者と当社との協議によって定めます。

13　標準設計基準

(1)　適　　用

イ　この基準は，Ⅷ（工事費の負担）に定める標準設計で施設する場合の工事費の算定に適用いたします。

ロ　この基準に明記していない場合は，電気設備に関する技術基準，その他の法令，当社の設計基準等にもとづき技術的に適当と認められる設計によ

ります。この場合，その設計を標準設計といたします。

ハ　地形上その他周囲の状況からこの基準によりがたいため特別な施設を要する場合は，技術的に適当と認められる設計によります。この場合，その設計を標準設計といたします。

⑵　低圧または高圧電線路

イ　通　　則

⑴　電圧降下の許容限度

低圧または高圧電線路における電圧降下の限度の標準は，次表の値といたします。この場合，電線路は受電地点または供給地点から当該の需要に電気を供給する発変電所の引出口に設置する断路器もしくはこれに相当する機器または供給用変圧器の負荷側接続点までといたします。

	低圧		高圧
公称電圧（ボルト）	100	200	6,600
電圧降下（ボルト）	6	20	600

ただし，既設電線路を利用する場合または他の需要と同時に供給設備を施設する場合は，他の需要の電圧降下および法令で定められた電圧維持基準等を考慮して施設いたします。

⑵　経 過 地

低圧または高圧電線路の経過地は，地形その他用地の事情を考慮して保守および保安に支障のない範囲において，電線路が最も経済的に施設できるよう選定いたします。

⑶　電線路の種類

低圧または高圧電線路は架空電線路といたします。ただし，架空電線路とすることが法令上不可能な場合または技術上，経済上もしくは用地の確保が著しく困難な場合は他の方法によります。

ロ　低圧または高圧架空電線路

⑴　電線路の施設

a　低圧または高圧架空電線路は，単独電線路の新設，他の架空電線路との併架，電線張替えまたは負荷分割のうち，線路の保守および保安に支障を来たさない範囲で，最も経済的な方法により施設いたします。

b　高圧架空電線路を単独に施設する場合は，原則として１回線といたします。

⑵　支持物の種類

低圧または高圧架空電線路の支持物には，原則として，工場打鉄筋コンクリート柱で，無着色のものを使用いたします。ただし，周囲の状況，地形または経済上適当でない場合には，他の支持物を使用することがあります。

⑶　標準径間

低圧または高圧架空電線路の標準径間は，原則として次表の値といたします。

最大径間 （メートル）	60

⑷　支持物の長さ

低圧または高圧架空電線路の支持物の長さは，次表の値を標準といたします。ただし，施設場所の状況により，根入れ，他の工作物との離隔，装柱等の関係から必要な場合は，この長さ以外のものといたします。

（単位：メートル）

装　　柱	長 さ
低　　圧	12
高　　圧	14
高低圧併架	14

㈱　が い し

低圧または高圧架空電線路のがいしは，原則として次表のものを使用いたします。

使用箇所 / 電　圧	引通箇所	引留箇所
低　圧	低圧引留がいし	低 圧 引 留 が い し
低 圧 引 込	低圧引留がいし	低 圧 引 留 が い し 低圧引留三角がいし 低圧引留バインドレスがいし
高　圧	高圧ピンがいし 限流アークホーン付引通がいし	高 圧 耐 張 が い し 限流アーク付引留がいし

㈲　電線の種類および太さ

a　低圧または高圧架空電線の導体には，硬銅線またはアルミ線を使用いたします。ただし，技術上，経済上不適当な場合は，他の適当な材質のものを使用いたします。

b　低圧または高圧架空電線および低圧または高圧架空引込線には，絶縁電線を使用いたします。

c　低圧または高圧架空電線路の電線の太さは，許容電流，電圧降下および機械的強度を考慮して，次表により選定いたします。

架空電線の太さの最低限度

電　圧	直径（ミリメートル）
低　圧	5.0
低圧引込	2.6
高　圧	5.0

（注）　低圧架空引込線については，特殊なものは，上表にかかわらず2.0ミリメートルを使用することがあります。

硬銅線の種類，太さおよび許容電流

（単位：アンペア）

			単線（ミリメートル）				より線（平方ミリメートル）							
			2.6	3.2	4.0	5.0	5.5	8	14	22	38	60	80	100
低圧絶縁電線	屋外用ビニル絶縁電線（OW）	低圧線	－	－	－	103	－	－	－	－	153	206	－	302
		引込線	44	58	78	－	－	－	－	112	153	206	－	302
	600ボルトビニル絶縁電線（IV）		48	62	81	－	－	－	88	115	162	217	－	298
	引込用ビニル絶縁電線（DV）	2心	38	50	－	－	－	－	70	92	－	－	－	－
		3心＊	34	44	－	－	－	－	62	80	113	152	－	－
	600ボルトビニル絶縁ビニルシースケーブル（VV）		34	－	－	－	－	43	57	81	113	152	－	209
高圧絶縁電線	高圧架橋ポリエチレン絶縁電線（OC）		－	－	－	146	－	－	－	－	－	－	335	－
	高圧引下用架橋ポリエチレン絶縁電線（PDC）		－	－	－	－	71	－	－	－	－	－	－	－

＊交流単相３線式の場合は２心の許容電流を適用する。

アルミ線の種類，太さおよび許容電流

（単位：アンペア）

		アルミより線（平方ミリメートル）			
		25	32	58	120
低圧絶縁電線	着雪防止形屋外用アルミ覆鋼心アルミ導体架橋ポリエチレン絶縁電線（SN-ACSR/AC-OC）	130	－	215	－
	低風圧形屋外用アルミ覆鋼心アルミ導体架橋ポリエチレン絶縁電線（ACSR/AC-OC-L）	－	－	－	335
高圧絶縁電線	低風圧形屋外用アルミ覆鋼心アルミ導体架橋ポリエチレン絶縁電線（ACSR/AC-OC-L）	－	146	－	335

㈥　柱上変圧器の容量

柱上変圧器の容量は，次表により，技術上，経済上適当なものを選定いたします。

容量（キロボルトアンペア）						
10	20	30	50	75	100	133

（注）　3相電力負荷に対しては，単相変圧器2台をV結線または3台を△結線により使用することがあります。

㈦　開閉器の取付けおよび容量

a　高圧架空電線路を操作または保守するために必要な箇所には，気中開閉器を施設いたします。ただし，気中開閉器の施設が技術上，経済上不適当な場合には，他の種類の開閉器を施設することがあります。

b　開閉器の容量は，次表により，技術上，経済上適当なものを選定いたします。

容量（アンペア）	100　200　300　400

㈧　その他装柱付属品等に関する事項

a　低圧または高圧架空電線路の装柱は複雑にならないように考慮し，標準装柱は，低圧線は垂直配列，高圧線は水平配列といたします。ただし，付近の樹木や建造物等の状況によっては，他の配列とすることがあります。

b　低圧架空電線路で垂直配列する場合のアームは，ラック金物を使用いたします。また，高圧架空電線路で水平配列する場合のアームは，軽量腕金を使用いたします。

c　支柱，支線柱は，支持物強度の一部を安全に分担できる種類と長さのものを使用いたします。

d　変圧器の1次側に使用する開閉器には，高圧カットアウトを使用いたします。

㈨　特殊地域の施設

a　塩害地域に施設する低圧または高圧架空電線路のがいし，柱上変圧器，開閉器等の機器および材料は，耐塩構造のものを使用し，耐塩施設を行ないます。

なお，塩害地域とは，海岸からおおむね2キロメートル以内で，塩害を受ける地域をいいます。

b　雷雨発生のおそれの多い地域に施設する低圧または高圧架空電線路には，その程度に応じ，架空地線の施設，避雷器等の取付数の増加等の耐雷施設の強化を行ないます。

c　雪害地域については，その程度に応じた対策を実施いたします。

ハ　低圧または高圧地中電線路

⑴　施設方法

低圧または高圧地中電線路の施設方法は，管路式といたします。ただし，次の場合は直接埋設式または暗きょ式によることがあります。

a　直接埋設式

重量車両が通ることなく，かつ，再掘さくが他に支障のない構内等に施設する場合

b　暗きょ式

当該線路を含めて相当多数のケーブルを同一の場所等に施設する場合

⑵　ケーブルの種類および太さ

低圧または高圧地中電線路に使用するケーブルの種類および太さは，許容電流，短絡電流，電圧降下，施設方法等を考慮して，次表により選定するものといたします。ただし，技術上，経済上やむをえない場合は，他の種類のケーブルを使用することがあります。

なお，ケーブルの許容電流は，日本電線工業会規格の算定方法に準じ，施設条件を考慮して算定いたします。

公称電圧 (ボルト)	種　　類	導体の公称断面積 (平方ミリメートル)
600	架橋ポリエチレンケーブル（CVT）	8　14　22　38 60　100　150　200 250　325　400
6,600		38　60　100　150 200　250　325

㈠　開閉器の施設および容量

a　高圧地中電線路を操作または保守するために必要な箇所には開閉器を施設いたします。

b　開閉器の容量は，次表の値といたします。

容量（アンペア）	400

㈡　変圧器の施設および容量

変圧器の容量は，次表により，技術上，経済上適当なものを選定いたします。

	容量（キロボルトアンペア）
単 相 用	100　150
灯力共用	75+50　100+50

⑶　特別高圧電線路

イ　通　　則

㈠　電圧降下の許容限度

特別高圧電線路における電圧降下の限度の標準は，次表の値といたします。この場合，電線路は受電地点または供給地点から当該の需要に電気を供給する発変電所の引出口に設置する断路器の負荷側接続点までといたします。

公称電圧（キロボルト）	22	33	77
電圧降下（キロボルト）	2	3	7

ただし，既設電線路を利用する場合または他の需要と同時に供給設備を施設する場合は，他の需要の電圧降下を考慮して施設いたします。

㈡　経過地等

特別高圧電線路の起点または分岐点の位置および経過地は，地形その他用地の事情を考慮して保守および保安に支障のない範囲において，電

線路が最も経済的に施設できるよう選定いたします。

なお，この場合，受電地点または供給地点に至るまでの供給設備は，原則として，当社の発電所相互間，変電所相互間または発電所と変電所との間を連絡する電線路からの分岐を行ないません。

(ﾊ) 電線路の種類

特別高圧電線路は架空電線路といたします。ただし，架空電線路とすることが法令上不可能な場合または技術上，経済上もしくは用地の確保が著しく困難な場合は他の方法によります。

ロ 特別高圧架空電線路

(ｲ) 電線路の施設

a 特別高圧架空電線路は，単独電線路の新設，他の架空電線路との併架または電線張替え等のうち，技術上および用地の確保が著しく困難な場合を除き，最も経済的な方法により施設いたします。

b 他の架空電線路との併架により施設する場合の電線架線順位は，原則として電圧の高いものを上部，電圧の低いものを下部といたします。

(ﾛ) 支持物の種類

特別高圧架空電線路の支持物は，原則として鉄塔を使用いたします。ただし，33キロボルト以下の特別高圧架空電線路を道路上または道路沿いに施設する場合は，原則として，工場打鉄筋コンクリート柱で，無着色のものを使用いたします。

(ﾊ) 標準径間

a 特別高圧架空電線路の標準径間は，原則として次表の値といたします。

支持物種類	標準径間（メートル）
鉄　　塔	150～300
そ の 他	30～200

b　㈡ただし書により施設する電線路の標準径間は，原則として次表の値といたします。

最大径間（メートル）	60

㈢　電線間隔

特別高圧架空電線路の電線間隔は，降雪の多い地域または特殊箇所を除き，次表の値を標準といたします。

（単位：メートル）

	1　回　線				2　回　線					
	a	b	c	d	a	b	c	d	e	f
33キロボルト以下	1.5 ～ 1.6	3.6 ～ 4.4	1.5 ～ 2.1	1.6 ～ 2.2	3.0 ～ 3.2	3.6 ～ 4.4	3.2 ～ 3.6	1.5 ～ 2.1	1.6 ～ 2.2	1.6 ～ 2.2
77キロボルト	2.1 ～ 2.7	5.4 ～ 7.2	1.9 ～ 3.3	2.6 ～ 3.2	4.2 ～ 5.4	5.4 ～ 7.2	4.6 ～ 6.0	1.9 ～ 3.3	2.6 ～ 3.2	2.3 ～ 2.8

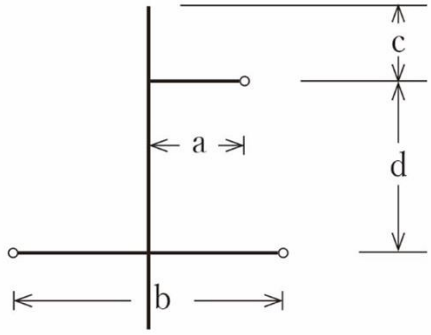

1　回　線

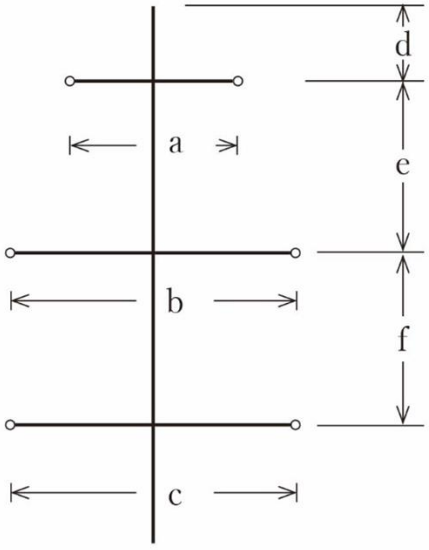

2　回　線

㈱　が い し

a　特別高圧架空電線路のがいしは，原則として250ミリメートル標準懸垂がいしを使用いたします。

b　㈰ただし書により施設する電線路には，アークホーン付ＬＰがいしまたはポリマー引留がいしを使用いたします。

c　懸垂がいしの連結個数は，次表の値とし，その他のがいしを使用する場合はこれに準じます。

想定最大等価塩分付着密度（ミリグラム/平方センチメートル）		0.125以下	0.25以下	0.5以下	1.0以下
海岸からの距離（キロメートル）	台風塩害に対し	10以上	3以上10未満	3未満	海水のしぶきが直接かかる地区
	季節風塩害に対し	3以上	1以上3未満	1未満	
公称電圧（キロボルト）	22	4個	4個	4個	4個
	33	4個	4個	4個	4個
	77	6個	7個	8個	9個

（注）　工場地帯等のとくに煙じん汚損のひどい場所に設置する場合は，上表の個数にさらに１～２個追加することがあります。

㈵　電線の種類および太さ

a　特別高圧架空電線路の電線は，裸硬銅より線，アルミ覆鋼心アルミより線またはアルミ覆鋼心耐熱アルミ合金より線を使用いたします。ただし，機械的強度上とくに必要のある場合，腐食のおそれがある場合等特別の場合は，他の電線を使用することがあります。

b　㈰ただし書により施設する電線路には，原則として硬銅線の水密圧縮形屋外用架橋ポリエチレン絶縁電線またはアルミ線の低風圧形屋外用アルミ覆鋼心アルミ導体架橋ポリエチレン絶縁電線を使用いたします。

c　特別高圧架空電線路の電線の太さは，許容電流，短絡電流，電圧降下，機械的強度，横断物件，電波障害等を考慮して定め，次表から必要最小のものを使用いたします。ただし，他の架空電線路との併架に

より施設する場合は，弛度の関係から既設架空電線と同じ太さのものを使用することがあります。

(a)　特別高圧架空電線路

裸硬銅より線（ＨＤＣＣ）		アルミ覆鋼心アルミより線（ＡＣＳＲ/ＡＣ）		アルミ覆鋼心耐熱アルミ合金より線（ＴＡＣＳＲ/ＡＣ）	
公称断面積(平方ミリメートル)	許容電流(アンペア)	公称断面積(平方ミリメートル)	許容電流(アンペア)	公称断面積(平方ミリメートル)	許容電流(アンペア)
55	299	80	314	610	1,747
75	359	100	360	810	2,058
100	434	120	415	1,160	2,649
150	562	160	484		
200	675	240	634		
		330	751		
		410	871		
		610	1,085		

(b)　(ﾛ)ただし書により施設する電線路

水密圧縮形屋外用架橋ポリエチレン絶縁電線（SB-OCW）		低風圧形屋外用アルミ覆鋼心アルミ導体架橋ポリエチレン絶縁電線(ACSR/AC-OC-L)	
公称断面積(平方ミリメートル)	許容電流(アンペア)	公称断面積(平方ミリメートル)	許容電流(アンペア)
80	338	120	338

(ﾄ)　架空地線の施設

a　77キロボルト以上の特別高圧架空電線路のうち，鉄塔を使用する線路には，すべて架空地線を施設いたします。

b　架空地線の種類および太さは，機械的強度上または電磁誘導障害対策上とくに必要のある場合，腐食のおそれのある場合等特別の場合を除き，その線路の設計条件にもとづいて次表により選定いたします。

地線種類	アルミ覆鋼より線（AC）
公称断面積 (平方ミリメートル)	55　70　90

c　支持物の接地抵抗が高い場合には，埋設地線等を施設いたします。

㈦　架空電線の地表上の高さ

特別高圧架空電線路の架空電線の最低地上高は，原則として次表の値といたします。

（単位：メートル）

		33キロボルト以下	77キロボルト
平地	中高層建造物があるか，または将来その建設が予想される地域	16（10）	17
	２階建建造物があるか，または将来その建設が予想される地域	13（10）	14
	その他の地域	9（6）	10
山地，山林で人が容易に立入れない地域		6（5）	7

（注）　1　その他の地域については，技術上，経済上適当と認められる地上高によります。
2　（　）内は，㈡ただし書により施設する電線路の場合といたします。

㈧　その他装柱付属品等に関する事項

a　特別高圧架空電線路のがいし装置（㈡ただし書により施設する電線路を除きます。）には，アークホーン，アーマロッドを施設いたします。

b　㈡ただし書により施設する電線路の重要機器およびケーブルとの接続点には，原則として避雷器を施設いたします。

c　分岐箇所には，必要に応じ開閉型端子または開閉器を施設いたします。

㈨　ブロッキングコイルの施設

搬送波の重畳されている電線路から分岐電線路を施設する場合は，原

則として搬送波を阻止するブロッキングコイルを施設いたします。

ハ　特別高圧地中電線路

⑴　施設方法

特別高圧地中電線路の施設方法は，管路式または暗きょ式といたします。ただし，重量車両が通ることなく，かつ，再掘さくが他に支障のない構内等に施設する場合は，直接埋設式によることがあります。

⑵　ケーブルの種類および太さ

特別高圧地中電線路に使用するケーブルの種類および太さは，許容電流，短絡電流，電圧降下，施設方法等を考慮して，次表により選定いたします。ただし，技術上，経済上やむをえない場合は，他の種類および太さのケーブルを使用することがあります。

なお，ケーブルの許容電流は，日本電線工業会規格の算定方法に準じ，施設条件を考慮して算定いたします。

公称電圧	22キロボルト	33キロボルト	77キロボルト	
種　　類	架橋ポリエチレンケーブル（CVT）	架橋ポリエチレンケーブル（CVT）	架橋ポリエチレンケーブル（CVT）	架橋ポリエチレンケーブル（CV）
線 心 数	3心	3心	3心	単心
導　体　の 公称断面積 （平方ミリメートル）	60 100 150 200 250 325 400	60 100 150 200 250 325 400	100 150 200 250 325 400	400 600 800 1,000 1,200 1,500 1,800 2,000

⑷　変電設備

イ　通　　則

電線路の引出設備は，その変電所の他の設備に準じて施設いたします。

ロ　結 線 法

結線および主要機器取付台数は，次表を標準といたします。

公称電圧	母線形態	結　線　法	機　器　名	台　数
6.6キロボルト	補　助 母線付	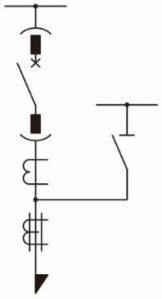	プラグイン形しゃ断器	1　台
			断　路　器	1　台
			変　流　器	2　台
			零相変流器	1　台
			配　電　盤	1　式
	切替断 路器付	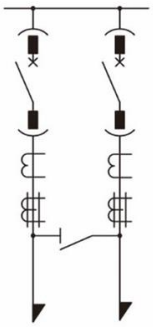	プラグイン形しゃ断器	1　台
			断　路　器	1　台
			変　流　器	2　台
			零相変流器	1　台
			配　電　盤	1　式

（注）　1　切替断路器付に記載の台数は引出設備１回線分といたします。

2　接地装置については，固体絶縁開閉装置を使用する場合は，線路側に１台設置することがあります。

公称電圧	母線形態	結　線　法	機　器　名	台　数
22キロボルト	単母線	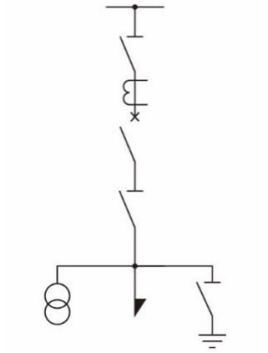	しゃ断器	1　台
			断路器	2　台
			変流器	3　台
			計器用変圧器	1　台
			配電盤	1　式
33キロボルト	補助母線付	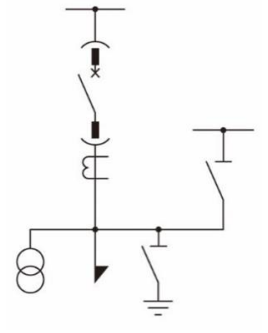	プラグイン形しゃ断器	1　台
			断路器	1　台
			変流器	3　台
			計器用変圧器	1　台
			配電盤	1　式

（注）　1　接地装置については，原則として線路側に１台設置いたします。

2　計器用変圧器は，検圧装置とすることがあります。

3　変流器については，用途，制御回路の構成によって台数が増減することがあります。

4　耐雷設計上，線路側に避雷器を設置することがあります。

5　変電所の中性点接地方式により零相変流器を設置することがあります。

公称電圧	母線形態	結　線　法	機　器　名	台　数
77キロボルト	単母線	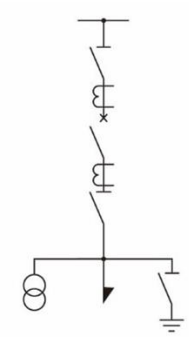	しゃ断器	1　台
			断路器	2　台
			変流器	7　台
			計器用変圧器	1　台
			配電盤	1　式
	複母線	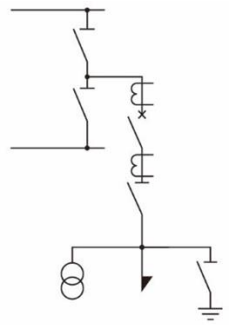	しゃ断器	1　台
			断路器	3　台
			変流器	7　台
			計器用変圧器	1　台
			配電盤	1　式

（注）　1　接地装置は，原則として線路側に1台設置いたします。ただし，ガス絶縁開閉装置を使用する場合は，しゃ断器の両端にも設置することがあります。

2　計器用変圧器は，コンデンサ形計器用変圧器とすることがあります。

3　変流器については，用途，制御回路の構成によって台数が増減することがあります。

4　しゃ断器がプラグイン形の場合には，単母線にあっては断路器2台を，複母線にあっては断路器1台を省略いたします。

5　耐雷設計上，線路側に避雷器を設置することがあります。

凡　　例

しゃ断器	プラグイン形しゃ断器	断路器	接地装置	変流器	零相変流器	計器用変圧器
					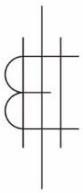	

ハ　しゃ断器

㈠　しゃ断器は，当社で一般的に使用しているもののなかで，その使用回路の公称電圧（以下「回路電圧」といいます。）に応じ，最大負荷時の電流および施工時の系統構成または将来構成されることが予定されている系統構成について計算した短絡電流から判断して，次表から必要最小のものを選定いたします。

㈡　系統構成は10年程度先を目標といたします。

回路電圧（キロボルト）	定格電圧（キロボルト）	定格電流（アンペア）	定格しゃ断電流（キロアンペア）	型　　式
6.6	7.2	600	12.5	真空型　ガス型
22	24	600	25	同　　上
33	36	600	16	同　　上
77	84	800　1,200 2,000	20　25　31.5	同　　上

ニ　断 路 器

㈠　断路器は，当社で一般的に使用しているもののなかで，その回路電圧に応じ，最大負荷時の電流およびその系統で必要な定格短時間電流から判断して，次表から必要最小のものを選定いたします。

㈡　系統構成は10年程度先を目標といたします。

回路電圧 (キロボルト)	定格電圧 (キロボルト)	定格電流 (アンペア)	定格短時間電流 (キロアンペア)	型　　式
6.6	7.2	600	12.5	三　極　単　投
22	24	600	25	同　　上
33	36	600	16	同　　上
77	84	800　1,200 2,000	20　25　31.5	同　　上

ホ　計器用変流器

⑷　計器用変流器は，当社で一般的に使用しているもののなかで，その回路電圧に応じ，最大負荷時の電流およびその系統で必要な定格短時間電流から判断して，必要最小のものを選定いたします。

⑹　系統構成は10年程度先を目標といたします。

ヘ　計器用変圧器

計器用変圧器は，当社で一般的に使用しているもののなかから回路電圧，使用負担に応じ，必要最小のものを選定いたします。

ト　配 電 盤

配電盤には，原則として電流計およびしゃ断器等の操作用開閉器ならびに運転に必要な装置を取り付けます。また，必要に応じ電力量計，無効電力量計，電圧計等を取り付けます。

チ　保護装置

電線路に短絡または地絡故障を生じた場合に自動的に電路をしゃ断するための保護装置を取り付けます。

なお，原則として電線路には自動再閉路継電器を施設いたします。

⑸　電力保安通信設備

イ　施設基準

⑷　給電指令等，電力系統の運用に必要となる給電情報伝送設備を施設いたします。

⑹　電力保安の確保に必要となる場合または給電指令上必要となる場合に

は，保安通信電話用設備を施設いたします。

㈠ 電力系統の保護に必要となる場合には，系統保護情報伝送設備を施設いたします。

ロ 施設方法

既設設備と協調を図ることを基本とし，技術上，経済上最も適当な方法により施設いたします。

14 スポットネットワーク方式の工事費の算式

69（一般供給設備の工事費負担金）⑵イ㈠ｃの工事費の算定は，次の算式によります。

$$\text{工事費相当額} \times \text{工事こう長} \times \frac{1}{100} \times \frac{\text{新増加接続送電サービス契約電力}}{\text{利用回線数}-1}$$

この場合，工事費相当額は，次のとおりといたします。

69（一般供給設備の工事費負担金）⑵イ㈠ｂの工事費単価 × {100パーセント＋ 20パーセント×（利用回線数－1）}

系統連系技術要件
〔託送供給等約款別冊〕

2025年 4 月 1 日 実施

関西電力送配電株式会社

系　統　連　系　技　術　要　件
〔託送供給等約款別冊〕
目　　次

Ⅰ　総　　則 …… Ⅰ-1

1　目　　的 …… Ⅰ-1

2　適用の範囲 …… Ⅰ-1

3　協　　議 …… Ⅰ-1

Ⅱ　発電設備等の低圧配電線との連系要件 …… Ⅱ-1

4　電　気　方　式 …… Ⅱ-1

5　運転可能周波数・並列時許容周波数 …… Ⅱ-1

6　力　　率 …… Ⅱ-2

7　高　　調　　波 …… Ⅱ-2

8　需給バランス制約による発電設備等の出力の抑制 …… Ⅱ-2

9　送電容量制約による発電設備等の出力の抑制 …… Ⅱ-3

10　不要解列の防止 …… Ⅱ-3

11　保護リレーの設置 …… Ⅱ-7

12　保護リレーの設置場所 …… Ⅱ-8

13　解　列　箇　所 …… Ⅱ-9

14　保護リレーの設置相数 …… Ⅱ-9

15　発電機運転制御装置の付加 …… Ⅱ-9

16　接　地　方　式 …… Ⅱ-10

17　直流流出防止変圧器の設置 …… Ⅱ-10

18　電　圧　変　動 …… Ⅱ-10

19　短　絡　容　量 …… Ⅱ-13

20　過電流引き外し素子を有する遮断器の設置 …… Ⅱ-13

21　発電設備等の種類 …… Ⅱ-13

22　サイバーセキュリティ対策……Ⅱ-14
23　発 電 機 諸 元……Ⅱ-14

Ⅲ　発電設備等の高圧配電線との連系要件……Ⅲ-1
24　電　気　方　式……Ⅲ-1
25　運転可能周波数・並列時許容周波数……Ⅲ-1
26　力　　率……Ⅲ-2
27　高　調　波……Ⅲ-2
28　需給バランス制約による発電設備等の出力の抑制……Ⅲ-2
29　送電容量制約による発電設備等の出力の抑制……Ⅲ-3
30　不要解列の防止……Ⅲ-3
31　保護リレーの設置……Ⅲ-6
32　保護リレーの設置場所……Ⅲ-8
33　解　列　箇　所……Ⅲ-8
34　保護リレーの設置相数……Ⅲ-9
35　自動負荷制限……Ⅲ-9
36　線路無電圧確認装置の設置……Ⅲ-9
37　発電機運転制御装置の付加……Ⅲ-10
38　接　地　方　式……Ⅲ-11
39　直流流出防止変圧器の設置……Ⅲ-11
40　電　圧　変　動……Ⅲ-11
41　短　絡　容　量……Ⅲ-14
42　発電機定数・諸元……Ⅲ-14
43　昇圧用変圧器……Ⅲ-17
44　連　絡　体　制……Ⅲ-17
45　バンク逆潮流の制限……Ⅲ-18
46　サイバーセキュリティ対策……Ⅲ-19

Ⅳ　発電設備等の特別高圧電線路との連系要件 …… Ⅳ-1
47　電　気　方　式 …… Ⅳ-1
48　運転可能周波数・並列時許容周波数 …… Ⅳ-1
49　力　　率 …… Ⅳ-1
50　高　　調　　波 …… Ⅳ-2
51　需給バランス制約による発電設備等の出力の抑制 …… Ⅳ-2
52　送電容量制約による発電設備等の出力の抑制 …… Ⅳ-3
53　不要解列の防止 …… Ⅳ-3
54　保護リレーの設置 …… Ⅳ-5
55　再 閉 路 方 式 …… Ⅳ-8
56　保護リレーの設置場所 …… Ⅳ-9
57　解　列　箇　所 …… Ⅳ-9
58　保護リレーの設置相数 …… Ⅳ-9
59　自動負荷制限・発電抑制 …… Ⅳ-9
60　線路無電圧確認装置の設置 …… Ⅳ-10
61　発電機運転制御装置の付加 …… Ⅳ-11
62　中性点接地装置の付加と電磁誘導障害防止対策の実施 …… Ⅳ-16
63　直流流出防止変圧器の設置 …… Ⅳ-16
64　電　圧　変　動 …… Ⅳ-17
65　出　力　変　動 …… Ⅳ-18
66　短絡・地絡電流対策 …… Ⅳ-20
67　発電機定数・諸元 …… Ⅳ-20
68　昇圧用変圧器 …… Ⅳ-23
69　連　絡　体　制 …… Ⅳ-23
70　電気現象記録装置 …… Ⅳ-25
71　サイバーセキュリティ対策 …… Ⅳ-25

Ⅴ　負荷設備の低圧配電線との連系要件 ……Ⅴ-1
72　力　　率 ……Ⅴ-1
73　保護リレーの設置 ……Ⅴ-1

Ⅵ　負荷設備の高圧配電線との連系要件 ……Ⅵ-1
74　力　　率 ……Ⅵ-1
75　電　力　品　質 ……Ⅵ-1
76　保　護　協　調 ……Ⅵ-2
77　保護リレーの設置 ……Ⅵ-3
78　保護リレーの設置場所 ……Ⅵ-3
79　遮　断　箇　所 ……Ⅵ-3
80　連　絡　体　制 ……Ⅵ-3
81　サイバーセキュリティ対策 ……Ⅵ-3

Ⅶ　負荷設備の特別高圧電線路との連系要件 ……Ⅶ-1
82　力　　率 ……Ⅶ-1
83　電　力　品　質 ……Ⅶ-1
84　保　護　協　調 ……Ⅶ-3
85　保護リレーの設置 ……Ⅶ-3
86　保護リレーの設置場所 ……Ⅶ-3
87　保護リレーの設置相数 ……Ⅶ-3
88　遮　断　箇　所 ……Ⅶ-4
89　連　絡　体　制 ……Ⅶ-4
90　サイバーセキュリティ対策 ……Ⅶ-4

Ⅰ　総　　則

１　目　　的

この系統連系技術要件（以下「この要件」といいます。）は，託送供給等約款８（契約の要件）⑴ニおよび⑵ハにもとづき，電気設備を当社の電力系統（以下「系統」といいます。）に電気的に接続（以下「連系」といいます。）するにあたり遵守していただく技術要件を定めたものです。

２　適用の範囲

この要件は，発電者の発電設備および蓄電池（以下「発電設備等」といいます。）ならびに負荷設備または需要者の負荷設備を系統に連系する場合に適用いたします。既に系統に連系している発電設備等においても，当該設備等のリプレース時やパワーコンディショナー等の装置切替時，または系統運用に支障を来すおそれがある場合（リレー整定値等の設定変更必要時等）には，この要件を適用いたします。

なお，需要者が需要場所において発電設備等を系統に連系する場合は，この要件に準じ，当社は，需要者と協議いたします。

３　協　　議

この要件は，系統連系に関する技術要件であり，実際の連系にあたっては，この要件に定めのない事項も含め，個別に協議させていただきます。

Ⅱ　発電設備等の低圧配電線との連系要件

４　電 気 方 式

発電設備等の電気方式は，次の場合を除き，連系する系統の電気方式（交流単相２線式・単相３線式・三相３線式・三相４線式）と同一としていただきます。

⑴　最大使用電力に比べ発電設備等の容量が非常に小さく，相間の不平衡による影響が実態上問題とならない場合

⑵　単相３線式の系統に単相２線式200ボルトの発電設備等を連系する場合に，受電地点の遮断器を開放したとき等に負荷の不平衡により生じる過電圧に対して逆変換装置を停止する対策，または発電設備等を解列する対策を行なう場合

５　運転可能周波数・並列時許容周波数

⑴　運転可能周波数

発電設備等の連続運転可能周波数および運転可能周波数は，次のとおりとしていただきます。

イ　連続運転可能周波数は，58.2ヘルツを超え61.2ヘルツ以下とすること。

ロ　運転可能周波数は，57.0ヘルツ以上61.8ヘルツ以下とすること。

なお，周波数低下時の運転継続時間は，58.2ヘルツでは10分程度以上，57.6ヘルツでは１分程度以上としていただきます。また，周波数低下リレーの整定値は，原則として，検出レベルを57.0ヘルツとし，検出時限を自動再閉路時間と協調が取れる範囲の最大値（ただし，協調が取れる範囲の最大値は２秒といたします。）としていただきます。

ただし，逆変換装置を用いた発電設備等で事故時運転継続要件（以下「ＦＲＴ要件」といいます。）の適用を受けない設備については，この限りではありません。

⑵　並列時許容周波数

系統周波数を適正値に維持する必要があるため，並列時の周波数は並列時

許容周波数以内としていただきます。

なお，並列時許容周波数は，標準周波数＋0.1ヘルツ以下（ただし，設定可能範囲は標準周波数＋0.1ヘルツから＋1.0ヘルツといたします。）といたします。ただし，系統固有の事由等により個別に協議させていただく場合があります。

６　力　　率

発電者の受電地点における力率は，連系する系統の電圧を適切に維持するため，原則として系統側からみて遅れ力率85パーセント以上とするとともに，進み力率とならないようにしていただきます。

なお，電圧上昇を防止する上でやむを得ない場合には，受電地点の力率を系統側からみて遅れ力率80パーセントまで制御できるものといたします。

７　高　調　波

逆変換装置（二次励磁発電機の系統側変換装置を含みます。）を用いた発電設備等を設置する場合は，逆変換装置本体（フィルターを含みます。）の高調波流出電流を総合電流歪率５パーセント以下に，かつ，各次電流歪率３パーセント以下にしていただきます。

なお，その他の高調波発生機器を用いた電気設備を設置する場合には，Ⅴ（負荷設備の低圧配電線との連系要件）に準じた対策を実施していただきます。

８　需給バランス制約による発電設備等の出力の抑制

逆潮流のある発電設備等のうち，太陽光発電設備および風力発電設備ならびに蓄電池には，当社の求めに応じて，当社からの遠隔制御により，需給バランス制約による０パーセントから100パーセントの範囲（１パーセント刻みといたします。）で出力（自家消費分を除くことも可能とします。）の抑制ができる機能を有する逆変換装置やその他必要な設備を設置する等の対策を実施していただきます。ただし，ウィンドファームとしての運用がない風力発電所やウィンドファームコントローラーがない風力発電所については，技術的制約を踏ま

え個別に協議させていただきます。

なお，逆潮流のある火力発電設備およびバイオマス発電設備（ただし，再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則に定める地域資源バイオマス発電設備〔以下「地域資源バイオマス発電設備」といいます。〕であって，燃料貯蔵や技術に由来する制約等により出力の抑制が困難なものを除きます。）は，発電出力を技術的に合理的な範囲で最大限抑制し，その最低出力を発電端の定格出力に対して，火力発電設備（混焼バイオマス発電設備を含みます。）については多くとも30パーセント以下，バイオマス発電設備については多くとも50パーセント以下に抑制するために必要な機能を具備していただきます。ただし，停止による対応も可能とします。

また，自家消費を主な目的とした発電設備等については，個別の事情を踏まえ対策の内容を協議させていただきます。実証設備の実証期間中の扱いについては，技術的制約を踏まえ個別に協議させていただき，実証期間終了後は，再協議させていただきます。

９　送電容量制約による発電設備等の出力の抑制

逆潮流のある発電設備等のうち10キロワット以上の設備には，当社の求めに応じて，当社からの遠隔制御により，送電容量制約による出力の抑制ができる機能を有する装置やその他必要な装置を設置する等の対策を実施していただきます。

10　不要解列の防止

⑴　保護協調

発電設備等の故障または系統の事故時に，事故の除去，事故範囲の局限化等を行なうために適正な保護リレーを設置の上，次のとおり保護協調を実施していただきます。

なお，発電場所における構内設備の故障に対しては，Ⅴ（負荷設備の低圧配電線との連系要件）に準じた対策を実施していただきます。

イ　発電設備等の異常および故障に対しては，確実に検出・除去し，連系す

る系統に事故を波及させないために，発電設備等を即時に解列すること。

ロ　連系する系統の事故に対しては，迅速かつ確実に，発電設備等が解列すること。

ハ　上位系統事故時等，連系する系統の電源が喪失した場合にも発電設備等が高速に解列し，単独運転が生じないこと。

ニ　事故時の再閉路時に，発電設備等が連系する系統から確実に解列されていること。

ホ　連系する系統以外の事故時には，発電設備等は解列しないこと。

⑵　事故時運転継続

系統事故による広範囲の瞬時電圧低下や周波数変動等により，発電設備等の一斉解列や出力低下継続等が発生し，系統全体の電圧・周波数維持に大きな影響を与えることを防止するため，発電設備等の種別毎に定められるＦＲＴ要件を満たしていただきます。

なお，満たすべきＦＲＴ要件は次のとおりといたします。

発電設備等			電圧低下			周波数変動（運転継続）
			残電圧 20 ﾊﾟｰｾﾝﾄ以上（運転継続）	残電圧 20ﾊﾟｰｾﾝﾄ未満（運転継続またはｹﾞｰﾄﾌﾞﾛｯｸによる出力停止）	残電圧 52 ﾊﾟｰｾﾝﾄ以上・位相変化 41 度以下（運転継続）	60 ﾍﾙﾂ系統
単相	太陽光		・電圧低下継続時間 1.0 秒以下 ・電圧復帰後 0.1 秒以内に電圧低下前の出力の 80ﾊﾟｰｾﾝﾄ以上の出力まで復帰	・電圧低下継続時間 1.0 秒以下 ・電圧復帰後 0.2 秒以内に電圧低下前の出力の 80ﾊﾟｰｾﾝﾄ以上の出力まで復帰	・電圧低下継続時間 1.0 秒以下 ・電圧復帰後 0.1 秒以内に電圧低下前の出力の 80 ﾊﾟｰｾﾝﾄ以上の出力まで復帰	・ｽﾃｯﾌﾟ状に+1.0 ﾍﾙﾂ, 3 ｻｲｸﾙ間継続 ・ﾗﾝﾌﾟ上の±2 ﾍﾙﾂ/秒 （周波数上限）61.8 ﾍﾙﾂ （周波数下限）57.0 ﾍﾙﾂ
	風力		・電圧低下継続時間 1.0 秒以下 ・電圧復帰後 1.0 秒以内に電圧低下前の出力の 80ﾊﾟｰｾﾝﾄ以上の出力まで復帰	・電圧低下継続時間 1.0 秒以下 ・電圧復帰後 1.0 秒以内に電圧低下前の出力の 80ﾊﾟｰｾﾝﾄ以上の出力まで復帰	・電圧低下継続時間 1.0 秒以下 ・電圧復帰後 1.0 秒以内に電圧低下前の出力の 80 ﾊﾟｰｾﾝﾄ以上の出力まで復帰	・ｽﾃｯﾌﾟ状に+1.0 ﾍﾙﾂ, 3 ｻｲｸﾙ間継続 ・ﾗﾝﾌﾟ上の±2 ﾍﾙﾂ/秒 （周波数上限）61.8 ﾍﾙﾂ （周波数下限）57.0 ﾍﾙﾂ
	蓄電池		・電圧低下継続時間 1.0 秒以下 ・電圧復帰後 0.1 秒以内※2 に電圧低下前の出力の 80ﾊﾟｰｾﾝﾄ以上の出力まで復帰	・電圧低下継続時間 1.0 秒以下 ・電圧復帰後 1.0 秒以内に電圧低下前の出力の 80ﾊﾟｰｾﾝﾄ以上の出力まで復帰	・電圧低下継続時間 1.0 秒以下 ・電圧復帰後 0.1 秒以内※2 に電圧低下前の出力の 80ﾊﾟｰｾﾝﾄ以上の出力まで復帰	・ｽﾃｯﾌﾟ状に+1.0 ﾍﾙﾂ, 3 ｻｲｸﾙ間継続 ・ﾗﾝﾌﾟ上の±2 ﾍﾙﾂ/秒 （周波数上限）61.8 ﾍﾙﾂ （周波数下限）57.0 ﾍﾙﾂ
	燃料電池		・電圧低下継続時間 0.3 秒以下 ・電圧復帰後 1.0 秒以内に電圧低下前の出力の 80ﾊﾟｰｾﾝﾄ以上の出力まで復帰	・電圧低下継続時間 0.3 秒以下 ・電圧復帰後 1.0 秒以内に電圧低下前の出力の 80ﾊﾟｰｾﾝﾄ以上の出力まで復帰	・電圧低下継続時間 0.3 秒以下 ・電圧復帰後 1.0 秒以内に電圧低下前の出力の 80 ﾊﾟｰｾﾝﾄ以上の出力まで復帰	・ｽﾃｯﾌﾟ状に+1.0 ﾍﾙﾂ, 3 ｻｲｸﾙ間継続 ・ﾗﾝﾌﾟ上の±2 ﾍﾙﾂ/秒 （周波数上限）61.8 ﾍﾙﾂ （周波数下限）57.0 ﾍﾙﾂ
	ガスエンジン	単機出力 2 ｷﾛﾜｯﾄ未満	・電圧低下継続時間 0.3 秒以下 ・電圧復帰後 1.0 秒以内に電圧低下前の出力の 80ﾊﾟｰｾﾝﾄ以上の出力まで復帰	・電圧低下継続時間 0.3 秒以下 ・電圧復帰後 1.0 秒以内に電圧低下前の出力の 80ﾊﾟｰｾﾝﾄ以上の出力まで復帰	・電圧低下継続時間 0.3 秒以下 ・電圧復帰後 1.0 秒以内に電圧低下前の出力の 80 ﾊﾟｰｾﾝﾄ以上の出力まで復帰	・ｽﾃｯﾌﾟ状に+1.0 ﾍﾙﾂ, 3 ｻｲｸﾙ間継続 ・ﾗﾝﾌﾟ上の±2 ﾍﾙﾂ/秒 （周波数上限）61.8 ﾍﾙﾂ （周波数下限）57.0 ﾍﾙﾂ
		単機出力 2 ｷﾛﾜｯﾄ以上 10 ｷﾛﾜｯﾄ未満※1				

発電設備等			電圧低下			周波数変動（運転継続）
			残電圧 20 ﾊﾟｰｾﾝﾄ以上（運転継続）	残電圧 20 ﾊﾟｰｾﾝﾄ未満（運転継続またはｹﾞｰﾄﾌﾞﾛｯｸによる出力停止）	残電圧 52 ﾊﾟｰｾﾝﾄ以上・位相変化 41 度以下（運転継続）	60 ﾍﾙﾂ系統
単相	複数直流入力システム	太陽光+蓄電池	・電圧低下継続時間 1.0 秒以下 ・電圧復帰後 0.1 秒以内※2※3に電圧低下前の出力の 80ﾊﾟｰｾﾝﾄ以上の出力まで復帰	・電圧低下継続時間 1.0 秒以下 ・電圧復帰後 1.0 秒以内に電圧低下前の出力の 80 ﾊﾟｰｾﾝﾄ以上の出力まで復帰	・電圧低下継続時間 1.0 秒以下 ・電圧復帰後 0.1 秒以内※2※3に電圧低下前の出力の 80ﾊﾟｰｾﾝﾄ以上の出力まで復帰	・ｽﾃｯﾌﾟ状に+1.0 ﾍﾙﾂ, 3 ｻｲｸﾙ間継続 ・ﾗﾝﾌﾟ上の±2 ﾍﾙﾂ/秒 （周波数上限）61.8 ﾍﾙﾂ （周波数下限）57.0 ﾍﾙﾂ
		燃料電池+蓄電池 ｶﾞｽｴﾝｼﾞﾝ蓄電池	・電圧低下継続時間 0.3 秒以下 ・電圧復帰後 1.0 秒以内に電圧低下前の出力の 80 ﾊﾟｰｾﾝﾄ以上の出力まで復帰	・電圧低下継続時間 0.3 秒以下 ・電圧復帰後 1.0 秒以内に電圧低下前の出力の 80 ﾊﾟｰｾﾝﾄ以上の出力まで復帰	・電圧低下継続時間 0.3 秒以下 ・電圧復帰後 1.0 秒以内に電圧低下前の出力の 80 ﾊﾟｰｾﾝﾄ以上の出力まで復帰	・ｽﾃｯﾌﾟ状に+1.0 ﾍﾙﾂ, 3 ｻｲｸﾙ間継続 ・ﾗﾝﾌﾟ上の±2 ﾍﾙﾂ/秒 （周波数上限）61.8 ﾍﾙﾂ （周波数下限）57.0 ﾍﾙﾂ
三相	太陽光		高圧三相に準ずる	高圧三相に準ずる	高圧三相に準ずる	高圧三相に準ずる
	蓄電池					
	燃料電池					
	ｶﾞｽｴﾝｼﾞﾝ					
	風力		・電圧低下継続時間 0.3 秒以下 ・電圧復帰後 1.0 秒以内に電圧低下前の出力の 80 ﾊﾟｰｾﾝﾄ以上の出力まで復帰	・電圧低下継続時間 0.3 秒以下 ・電圧復帰後 1.0 秒以内に電圧低下前の出力の 80 ﾊﾟｰｾﾝﾄ以上の出力まで復帰	・電圧低下継続時間 0.3 秒以下 ・電圧復帰後 1.0 秒以内に電圧低下前の出力の 80 ﾊﾟｰｾﾝﾄ以上の出力まで復帰	・ｽﾃｯﾌﾟ状に+1.0 ﾍﾙﾂ, 3 ｻｲｸﾙ間継続 ・ﾗﾝﾌﾟ上の±2 ﾍﾙﾂ/秒 （周波数上限）61.8 ﾍﾙﾂ （周波数下限）57.0 ﾍﾙﾂ

※1　発電機能を備えたガスエンジン（空調を主目的としたもの）を除きます。

※2　ＲＰＲが設置される場合は出力電力特性とＲＰＲの協調を図るため，0.4秒以内の復帰とすることも可能とします。

※3　負荷追従制御（構内の負荷電力に応じて出力制御）状態にて復帰動作する場合は，出力復帰中の過渡的な逆潮流による蓄電池動作の停止を防止するため，0.4秒以内とすることも可能とします。

また，ＦＲＴ要件のイメージは，次のとおりといたします。（太陽光発電設備を例に記載。）

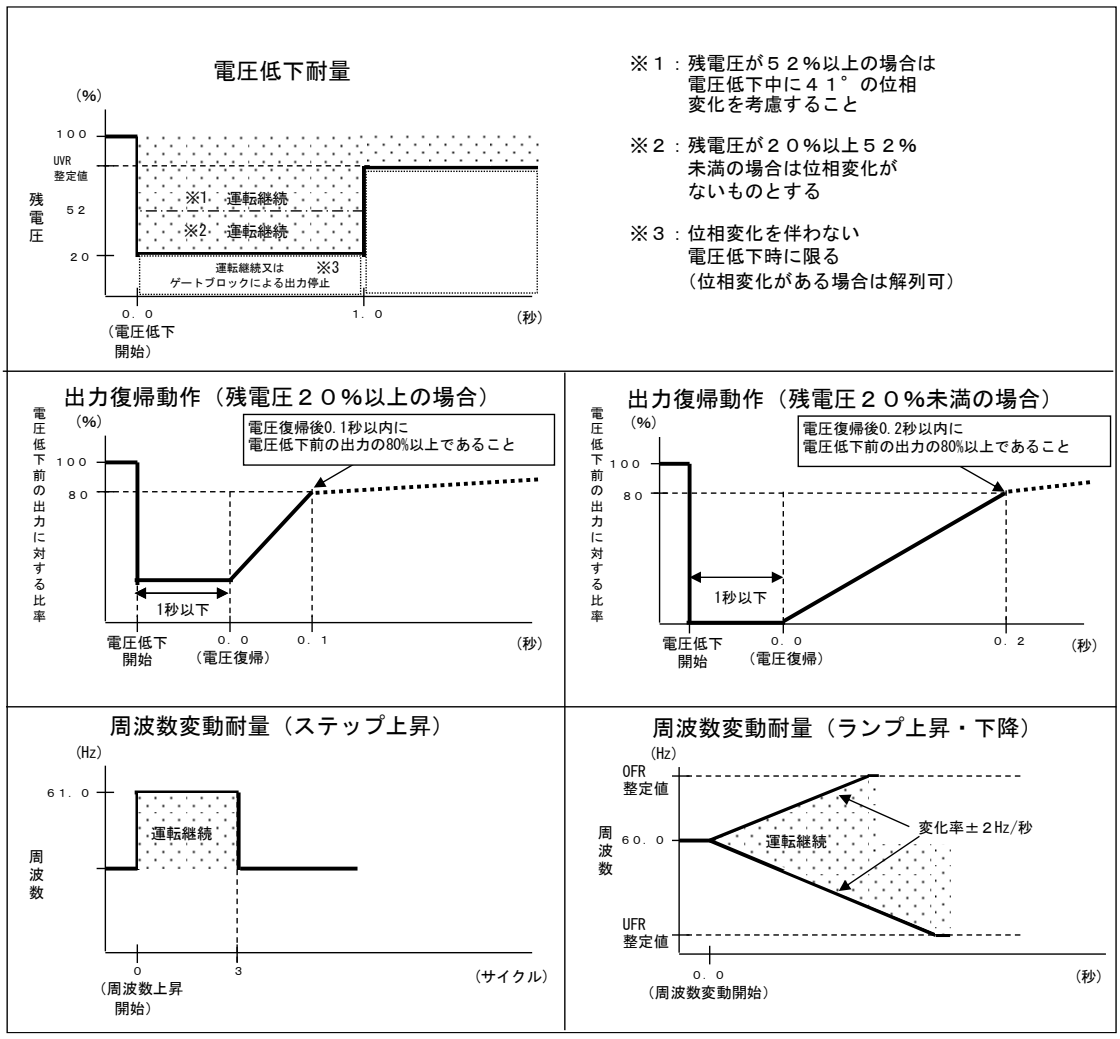

11　保護リレーの設置

(1)　発電設備等故障対策

発電設備等故障時の系統保護のため，次に示す保護リレーを設置していただきます。ただし，発電設備等自体の保護装置により，発電電圧の異常を検出できる場合は省略できることといたします。

イ　発電設備等の発電電圧が異常に上昇した場合に，これを検出し時限をもって解列するための過電圧リレーを設置すること。

ロ　発電設備等の発電電圧が異常に低下した場合に，これを検出し時限をもって解列するための不足電圧リレーを設置すること。

⑵　系統側短絡事故対策

連系する系統における短絡事故時の保護のため，次に示す保護リレーを設置していただきます。

イ　同期発電機の場合は，連系する系統における短絡事故を検出し，発電設備を解列するための短絡方向リレーを設置すること。ただし，発電設備の故障対策用不足電圧リレー，または過電流リレーにより，連系する系統の短絡事故が検出できる場合は，短絡方向リレーの設置を省略することができます。

ロ　誘導発電機，二次励磁発電機または逆変換装置を用いた発電設備等の場合は，連系する系統の短絡事故時に発電設備等の電圧低下を検出し，発電設備等を解列するための不足電圧リレーを設置すること。

⑶　高低圧混触事故対策

連系する系統の高低圧混触事故を検出し，発電設備等を解列するための受動的方式等の単独運転検出機能を有する装置等を設置していただきます。

⑷　単独運転防止対策

単独運転防止のため，過電圧リレー，不足電圧リレー，周波数上昇リレー，周波数低下リレーおよび次のすべての条件を満たす受動的方式と能動的方式を組み合わせた単独運転検出機能を有する装置を設置していただきます。

なお，単独運転検出機能の整定値例は系統連系規程によります。

イ　連系する系統のインピーダンスや負荷状況等を考慮し，確実に単独運転を検出できること。

ロ　頻繁な不要解列を生じさせないこと。

ハ　能動信号は，系統への影響が実態上問題とならないこと。

12　保護リレーの設置場所

保護リレーは，受電地点または故障の検出が可能な場所に設置していただきます。

13　解 列 箇 所

保護リレーが動作した場合の解列箇所は，原則として，系統から発電設備等を解列することができる次のいずれかの箇所としていただきます。この場合，当社から解列箇所を指定させていただくことがあります。

⑴　機械的な解列箇所２箇所

⑵　機械的な解列箇所１箇所と逆変換装置のゲートブロック

⑶　発電設備等連絡用遮断器

14　保護リレーの設置相数

保護リレーの設置相数は，次のとおりとしていただきます。

⑴　過電圧リレーは，単相２線式においては１相，単相３線式および三相３線式については２相に設置すること。

なお，単相３線式では中性線と両電圧線間といたします。

⑵　不足電圧リレーおよび短絡方向リレーは，単相２線式においては１相，単相３線式においては２相，三相３線式については３相に設置すること。

なお，単相３線式では中性線と両電圧線間といたします。

⑶　周波数上昇リレー，周波数低下リレーおよび逆電力リレーは，単相２線式，単相３線式および三相３線式について１相に設置すること。

⑷　逆充電検出の場合は，次のとおりとすること。

イ　不足電力リレーは，単相２線式においては１相，単相３線式においては２相，三相３線式については３相に設置すること。

なお，単相３線式では中性線と両電圧線間といたします。また，三相３線式では単相負荷がなければ三相電力の合計とできることといたします。

ロ　不足電圧リレーは，単相２線式においては１相，単相３線式および三相３線式については２相に設置すること。

なお，単相３線式では中性線と両電圧線間といたします。

15　発電機運転制御装置の付加

火力発電設備およびコージェネレーション（ガスタービン・ガスエンジンを

採用したコージェネレーションを除きます。）は，周波数58.8ヘルツまでは発電機出力が低下せず，周波数58.8ヘルツ以下については，1.2ヘルツ低下するごとに5パーセント以内の出力低下に抑える，または，一度出力低下しても回復する機能もしくは装置を具備すること。

なお，周波数変動に鋭敏な負荷設備や，構内設備（発電用所内電源を除きます。）への電源供給維持のため，自立運転に移行する必要がある自家用発電設備等については，対策内容を協議させていただきます。

16　接 地 方 式

接地方式は，連系する系統に適合した方式としていただきます。

17　直流流出防止変圧器の設置

逆変換装置を用いて発電設備等を連系する場合は，逆変換装置から直流が系統へ流出することを防止するために，受電地点と逆変換装置との間に変圧器（単巻変圧器を除きます。）を設置していただきます。この場合，設置する変圧器は，直流流出防止専用である必要はありません。

なお，次のすべての条件に適合する場合は，変圧器の設置を省略することができます。

⑴　逆変換装置の交流出力側で直流を検出し，交流出力を停止する機能を有すること。

⑵　逆変換装置の直流回路が非接地であること，または逆変換装置に高周波変圧器を用いていること。

18　電 圧 変 動

⑴　常時電圧変動対策

系統の電圧を適正値（低圧の需要場所においては，標準電圧100ボルトに対して101±6ボルト以内，標準電圧200ボルトに対して202±20ボルト以内といたします。）に維持する必要があります。また，電圧規制点は構内負荷機器への影響を考慮し，原則として受電点とします。ただし，系統側の電圧が電圧上限値に近い場合，発電設備等からの逆潮流の制限により発電電力量が

低下する場合は，当該発電設備等設置者以外の低圧需要家への供給電圧が適正値を逸脱するおそれがないことを条件として，電圧規制点を引込柱とします。発電設備等の逆潮流により系統の電圧が適正値を逸脱するおそれがある場合は，進相無効電力制御機能または出力制御機能により自動的に電圧を調整する対策を行なっていただきます。

なお，これにより対応できない場合は，配電線増強等の対策が必要となります。

また，発電設備等のパワーコンディショナーは逆潮流による電圧上昇を抑制する対策として，次に示す対策を行なっていただきます。

イ　発電設備等のパワーコンディショナーに，適正電圧範囲内で常に一定の力率（80パーセントから100パーセント〔１パーセント刻みといたします。〕）で進相運転を行なう機能（力率一定制御）を有するものを用いること。

ロ　太陽光発電設備（複数直流入力の発電設備を含みます。）については，現時点における標準的な力率値95パーセントに設定していただきます。ただし，連系点の潮流が順潮流状態の時は，力率を100パーセントに制御してもよい。

なお，高圧配電線等の系統状況により個別に力率値を指定する場合には，力率値を変更すること。

⑵　瞬時電圧変動対策

発電設備等の並解列時の瞬時電圧変動は常時電圧の10パーセント以内とし，次に示す対策を行なっていただきます。

イ　自励式の逆変換装置を用いた発電設備等の場合は，自動的に同期する機能を有するものを用いること。

ロ　他励式の逆変換装置を用いた発電設備等の場合で，並列時の瞬時電圧低下により系統の電圧が常時電圧から10パーセントを超えて逸脱するおそれがあるときは，限流リアクトル等を設置すること。

ハ　同期発電機の場合は，制動巻線付きのもの（制動巻線を有しているもの

と同等以上の乱調防止効果を有する制動巻線付きでない同期発電機を含みます。）とするとともに自動同期検定装置を設置すること。

ニ　二次励磁制御巻線形誘導発電機の場合は，自動同期検定機能を有するものを用いること。

ホ　誘導発電機の場合で，並列時の瞬時電圧低下により系統の電圧が常時電圧から10パーセントを超えて逸脱するおそれがあるときは，限流リアクトル等を設置すること。

なお，これにより対応できない場合には，同期発電機を用いる等の対策が必要となります。

ヘ　発電設備等の出力変動や頻繁な並解列が問題となる場合は，出力変動の抑制や並解列の頻度を低減する対策を行なうこと。

⑶　電圧フリッカ対策

発電設備等を設置する場合は，発電設備等の頻繁な並解列や出力変動，単独運転検出機能（能動方式）による電圧フリッカにより適正値（受電地点における電圧フリッカレベル〔ΔＶ10〕が0.45 ボルト以下〔当該設備のみの場合は，0.23 ボルト以下〕に維持するものといたします。）を逸脱するおそれがあるときは，次に示す電圧フリッカ対策等を行なっていただきます。

イ　風力発電設備等の頻繁な並解列による電圧フリッカにより適正値を逸脱するおそれがある場合には，静止型無効電力補償装置（以下「ＳＶＣ」といいます。）の設置やサイリスタ等によるソフトスタート機能を有する装置の設置，配電線の太線化等による系統インピーダンスの低減等の対策を行なうこと。

なお，これにより対応できない場合には，配電線の増強の実施または専用線による連系を行なう等の対策が必要となります。

ロ　風力発電設備等の出力変動による電圧フリッカにより適正値を逸脱するおそれがある場合には，ＳＶＣ等の設置や配電線の太線化等による系統インピーダンスの低減等の対策を行なうこと。

なお，これにより対応できない場合には，配電線の増強の実施または専

用線による連系を行なう等の対策が必要となります。

ハ　単独運転検出機能（能動的方式）による電圧フリッカにより適正値を逸脱するおそれがある場合（新型能動的方式を具備する場合等）には，発生する電圧フリッカの電圧変動周期にかかわらず無効電力発振の予兆を検出して無効電力の注入を一時的に停止する機能を有する装置の設置等の対策を行なうこと。

また，単独運転検出機能（能動的方式）による電圧フリッカにより，系統運用に支障が発生した場合または発生するおそれがある場合には，発電者は当社と協議のうえ，単独運転検出に影響のない範囲で，周波数フィードバックゲインや無効電力の注入量の上下限値の変更等により，配電線に注入する無効電力の注入量を低減する等の対策を講じていただきます。

なお，ソフトウェア改修不可等で対応できない場合については，機器取替や対応時期等を含めて個別に協議させていただきます。

19　短 絡 容 量

発電設備等の連系により系統の短絡容量が他者の遮断器の遮断容量等を上回るおそれがある場合は，短絡電流を制限する装置（限流リアクトル等）を設置していただきます。

20　過電流引き外し素子を有する遮断器の設置

単相３線式の電気方式に連系する場合で，負荷の不平衡と発電設備等の逆潮流により中性線に負荷線以上の過電流が生じるおそれがあるときは，発電設備等および負荷設備等の並列点よりも系統側に，３極に過電流引き外し素子を有する遮断器を設置していただきます。

21　発電設備等の種類

逆潮流ありの連系とすることができる発電設備等は，逆変換装置を用いた発電設備等に限ります。ただし，逆変換装置を用いない発電設備等の場合であっても，逆変換装置を用いた発電設備等と同等の単独運転検出および解列ができ，かつ，他の需要家へ影響を及ぼすおそれがない場合に限り，逆潮流ありの連系

とすることができます。

22　サイバーセキュリティ対策

自家用電気工作物（発電事業の用に供するものおよび小規模事業用電気工作物を除きます。）に係る遠隔監視システムおよび制御システムは，「自家用電気工作物に係るサイバーセキュリティの確保に関するガイドライン」に準拠した対策を講じていただきます。

なお，上記以外の発電設備等については，サイバー攻撃による発電設備等の異常動作を防止し，または発電設備等がサイバー攻撃を受けた場合に速やかな異常の除去，影響範囲の局限化等を行なうために，次のとおり適切なサイバーセキュリティ対策を講じていただきます。

⑴　外部ネットワークや他ネットワークを通じた発電設備等の制御に係るシステムへの影響を最小化するための対策を講じること。

⑵　発電設備等の制御に係るシステムには，マルウェアの侵入防止対策を講じること。

⑶　発電者と当社との間で迅速かつ的確な情報連絡を行ない，速やかに必要な措置を講じる必要があるため，発電設備等に関し，セキュリティ管理責任者を設置するとともに，氏名および一般加入電話番号，または携帯電話番号を通知すること。

23　発電機諸元

発電機諸元は，当社の求めに応じて，次のとおり提出していただきます。

（第３者認証機関発行の認証証明書による提供も可能とします。）

なお，必要に応じて，記載されていない諸元や最新の諸元等を提供していただくことがあります。

電源種	設備	諸元
共　通	発電プラント	定格（定格容量，定格出力，台数，定格電圧）
		力率（定格，運転可能範囲）
		単線結線図，系統並解列箇所
	構内設備	高調波発生機器と高調波対策資料
		電圧フリッカの発生源と対策設備資料
	保護装置	設置要素
		設置場所
		設置相数
		解列箇所
		整定範囲
		整定値
		シーケンスブロック
逆変換装置	発電プラント制御装置	メーカ，型式
		単独運転検出方式，整定値
		逆変換装置の容量
		FRT 要件の適用有無
風　力	発電プラント制御装置	蓄電池，ウィンドファームコントローラーの有無
蓄電池	発電プラント	蓄電容量

Ⅲ　発電設備等の高圧配電線との連系要件

24　電 気 方 式

発電設備等は，最大使用電力に比べ発電設備等の容量が非常に小さく，相間の不平衡による影響が実態上問題とならない場合を除き，連系する系統の電気方式（交流三相３線式）と同一としていただきます。

25　運転可能周波数・並列時許容周波数

⑴　運転可能周波数

発電設備等の連続運転可能周波数および運転可能周波数は，次のとおりとしていただきます。

イ　連続運転可能周波数は，58.2ヘルツを超え61.2ヘルツ以下とすること。

ロ　運転可能周波数は，57.0ヘルツ以上61.8ヘルツ以下とすること。

なお，周波数低下時の運転継続時間は，58.2ヘルツでは10分程度以上，57.6ヘルツでは１分程度以上としていただきます。また，周波数低下リレーの整定値は，原則として，検出レベルを57.0ヘルツとし，検出時限を自動再閉路時間と協調が取れる範囲の最大値（ただし，協調が取れる範囲の最大値は２秒といたします。）としていただきます。

ただし，逆変換装置を用いた発電設備等でＦＲＴ要件の適用を受けない設備については，この限りではありません。

⑵　並列時許容周波数

系統周波数を適正値に維持する必要があるため，並列時の周波数は並列時許容周波数以内としていただきます。

なお，並列時許容周波数は，標準周波数＋0.1ヘルツ以下（ただし，設定可能範囲は標準周波数＋0.1ヘルツから＋1.0ヘルツといたします。）といたします。ただし，系統固有の事由等により個別に協議させていただく場合があります。

26　力　　率

発電者の受電地点における力率は，連系する系統の電圧を適切に維持するため，原則として系統側からみて遅れ力率85パーセント以上とするとともに，進み力率とならないようにしていただきます。

なお，電圧上昇を防止する上でやむを得ない場合には，受電地点の力率を系統側からみて遅れ力率80パーセントまで制御できるものといたします。

27　高　調　波

逆変換装置（二次励磁発電機の系統側変換装置を含みます。）を用いた発電設備等を設置する場合は，逆変換装置本体（フィルターを含みます。）の高調波流出電流を総合電流歪率５パーセント以下に，かつ，各次電流歪率３パーセント以下にしていただきます。

なお，その他の高調波発生機器を用いた電気設備を設置する場合には，VI（負荷設備の高圧配電線との連系要件）に準じた対策を実施していただきます。

28　需給バランス制約による発電設備等の出力の抑制

逆潮流のある発電設備等のうち，太陽光発電設備および風力発電設備ならびに蓄電池には，当社の求めに応じて，当社からの遠隔制御により，需給バランス制約による０パーセントから100パーセントの範囲（１パーセント刻みといたします。）で出力（自家消費分を除くことも可能とします。）の抑制ができる機能を有する逆変換装置やその他必要な設備を設置する等の対策を実施していただきます。ただし，ウィンドファームとしての運用がない風力発電所やウィンドファームコントローラーがない風力発電所については，技術的制約を踏まえ個別に協議させていただきます。

なお，逆潮流のある火力発電設備およびバイオマス発電設備（ただし，地域資源バイオマス発電設備であって，燃料貯蔵や技術に由来する制約等により出力の抑制が困難なものを除きます。）は，発電出力を技術的に合理的な範囲で最大限抑制し，その最低出力を発電端の定格出力に対して，火力発電設備（混焼バイオマス発電設備を含みます。）については多くとも30パーセント以下，バイオマス発電設備については多くとも50パーセント以下に抑制するために必

要な機能を具備していただきます。ただし，停止による対応も可能とします。

また，自家消費を主な目的とした発電設備等については，個別の事情を踏まえ対策の内容を協議させていただきます。実証設備の実証期間中の扱いについては，技術的制約を踏まえ個別に協議させていただき，実証期間終了後は，再協議させていただきます。

29　送電容量制約による発電設備等の出力の抑制

逆潮流のある発電設備等の設備には，当社の求めに応じて，当社からの遠隔制御により，送電容量制約による出力の抑制ができる機能を有する装置やその他必要な装置を設置する等の対策を実施していただきます。

30　不要解列の防止

(1)　保護協調

発電設備等の故障または系統の事故時に，事故の除去，事故範囲の局限化等を行なうために適正な保護リレーを設置の上，次のとおり保護協調を実施していただきます。

なお，発電場所における構内設備の故障に対しては，VI（負荷設備の高圧配電線との連系要件）に準じた対策を実施していただきます。

イ　発電設備等の異常および故障に対しては，確実に検出・除去し，連系する系統に事故を波及させないために，発電設備等を即時に解列すること。

ロ　連系する系統の事故に対しては，迅速かつ確実に，発電設備等が解列すること。

ハ　上位系統事故時等，連系する系統の電源が喪失した場合にも発電設備等が高速に解列し，単独運転が生じないこと。

ニ　事故時の再閉路時に，発電設備等が連系する系統から確実に解列されていること。

ホ　連系する系統以外の事故時には，発電設備等は解列しないこと。

⑵　事故時運転継続

系統事故による広範囲の瞬時電圧低下や周波数変動等により，発電設備等の一斉解列や出力低下継続等が発生し，系統全体の電圧・周波数維持に大きな影響を与えることを防止するため，発電設備等の種別毎に定められるＦＲＴ要件を満たしていただきます。

なお，満たすべきＦＲＴ要件は次のとおりといたします。

発電設備等		電圧低下			周波数変動（運転継続）
		三相短絡を想定		二相短絡を想定	
		残電圧 20 ﾊﾟｰｾﾝﾄ以上（運転継続）	残電圧 20 ﾊﾟｰｾﾝﾄ未満（運転継続またはｹﾞｰﾄﾌﾞﾛｯｸによる出力停止）	残電圧 52 ﾊﾟｰｾﾝﾄ以上・位相変化 41 度以下(運転継続)	60 ﾍﾙﾂ系統
単相	太陽光	低圧単相に準ずる	低圧単相に準ずる	低圧単相に準ずる	低圧単相に準ずる
	風力				
	蓄電池				
	燃料電池				
	ガスエンジン				

発電設備等		電圧低下			周波数変動（運転継続）
		三相短絡を想定		二相短絡を想定	
		残電圧 20 ﾊﾟｰｾﾝﾄ以上（運転継続）	残電圧 20 ﾊﾟｰｾﾝﾄ未満（運転継続またはｹﾞｰﾄﾌﾞﾛｯｸによる出力停止）	残電圧 52 ﾊﾟｰｾﾝﾄ以上・位相変化 41 度以下(運転継続)	60 ﾍﾙﾂ系統
三相	太陽光	・電圧低下継続時間 0.3 秒以下 ・電圧復帰後 0.1 秒以内に電圧低下前の出力の 80 ﾊﾟｰｾﾝﾄ以上の出力まで復帰	・電圧低下継続時間 0.3 秒以下 ・電圧復帰後 0.2 秒以内に電圧低下前の出力の 80 ﾊﾟｰｾﾝﾄ以上の出力まで復帰	・電圧低下継続時間 0.3 秒以下 ・電圧復帰後 0.1 秒以内に電圧低下前の出力の 80 ﾊﾟｰｾﾝﾄ以上の出力まで復帰	・ｽﾃｯﾌﾟ状に+1.0 ﾍﾙﾂ, 3 ｻｲｸﾙ間継続 ・ﾗﾝﾌﾟ上の±2 ﾍﾙﾂ/秒 （周波数上限）61.8 ﾍﾙﾂ （周波数下限）57.0 ﾍﾙﾂ
	風力	残電圧 0 ﾊﾟｰｾﾝﾄ・継続時間 0.15 秒と残電圧 90 ﾊﾟｰｾﾝﾄ・継続時間 1.5 秒を結ぶ直線以上の残電圧がある電圧低下に対しては運転を継続し,電圧復帰後 1.0 秒以内に電圧低下前の出力の 80 ﾊﾟｰｾﾝﾄ以上の出力まで復帰			・ｽﾃｯﾌﾟ状に+1.0 ﾍﾙﾂ, 3 ｻｲｸﾙ間継続 ・ﾗﾝﾌﾟ上の±2 ﾍﾙﾂ/秒 （周波数上限）61.8 ﾍﾙﾂ （周波数下限）57.0 ﾍﾙﾂ
	蓄電池	・電圧低下継続時間 0.3 秒以下 ・電圧復帰後 0.1 秒以内※2に電圧低下前の出力の 80 ﾊﾟｰｾﾝﾄ以上の出力まで復帰	・電圧低下継続時間 0.3 秒以下 ・電圧復帰後 1.0 秒以内に電圧低下前の出力の 80 ﾊﾟｰｾﾝﾄ以上の出力まで復帰	・電圧低下継続時間 0.3 秒以下 ・電圧復帰後 0.1 秒以内※2に電圧低下前の出力の 80 ﾊﾟｰｾﾝﾄ以上の出力まで復帰	・ｽﾃｯﾌﾟ状に+1.0 ﾍﾙﾂ, 3 ｻｲｸﾙ間継続 ・ﾗﾝﾌﾟ上の±2 ﾍﾙﾂ/秒 （周波数上限）61.8 ﾍﾙﾂ （周波数下限）57.0 ﾍﾙﾂ
	燃料電池※1	・電圧低下継続時間 0.3 秒以下 ・電圧復帰後 1.0 秒以内に電圧低下前の出力の 80 ﾊﾟｰｾﾝﾄ以上の出力まで復帰	・電圧低下継続時間 0.3 秒以下 ・電圧復帰後 1.0 秒以内に電圧低下前の出力の 80 ﾊﾟｰｾﾝﾄ以上の出力まで復帰	・電圧低下継続時間 0.3 秒以下 ・電圧復帰後 1.0 秒以内に電圧低下前の出力の 80 ﾊﾟｰｾﾝﾄ以上の出力まで復帰	・ｽﾃｯﾌﾟ状に+1.0 ﾍﾙﾂ, 3 ｻｲｸﾙ間継続 ・ﾗﾝﾌﾟ上の±2 ﾍﾙﾂ/秒 （周波数上限）61.8 ﾍﾙﾂ （周波数下限）57.0 ﾍﾙﾂ
	ガスエンジン（単機出力 35 ｷﾛﾜｯﾄ以下）	・電圧低下継続時間 0.3 秒以下 ・電圧復帰後 1.0 秒以内に電圧低下前の出力の 80 ﾊﾟｰｾﾝﾄ以上の出力まで復帰	・電圧低下継続時間 0.3 秒以下 ・電圧復帰後 1.0 秒以内に電圧低下前の出力の 80 ﾊﾟｰｾﾝﾄ以上の出力まで復帰	・電圧低下継続時間 0.3 秒以下 ・電圧復帰後 1.0 秒以内に電圧低下前の出力の 80 ﾊﾟｰｾﾝﾄ以上の出力まで復帰	・ｽﾃｯﾌﾟ状に+1.0 ﾍﾙﾂ, 3 ｻｲｸﾙ間継続 ・ﾗﾝﾌﾟ上の±2 ﾍﾙﾂ/秒 （周波数上限）61.8 ﾍﾙﾂ （周波数下限）57.0 ﾍﾙﾂ

※1　燃料電池にマイクロガスタービンを組み合わせた発電設備は除きます。

※2　ＲＰＲが設置される場合は出力電力特性とＲＰＲの協調を図るため，0.4秒以内の復帰とすることも可能とします。

また，ＦＲＴ要件のイメージは，次のとおりといたします。（太陽光発電設備を例に記載。）

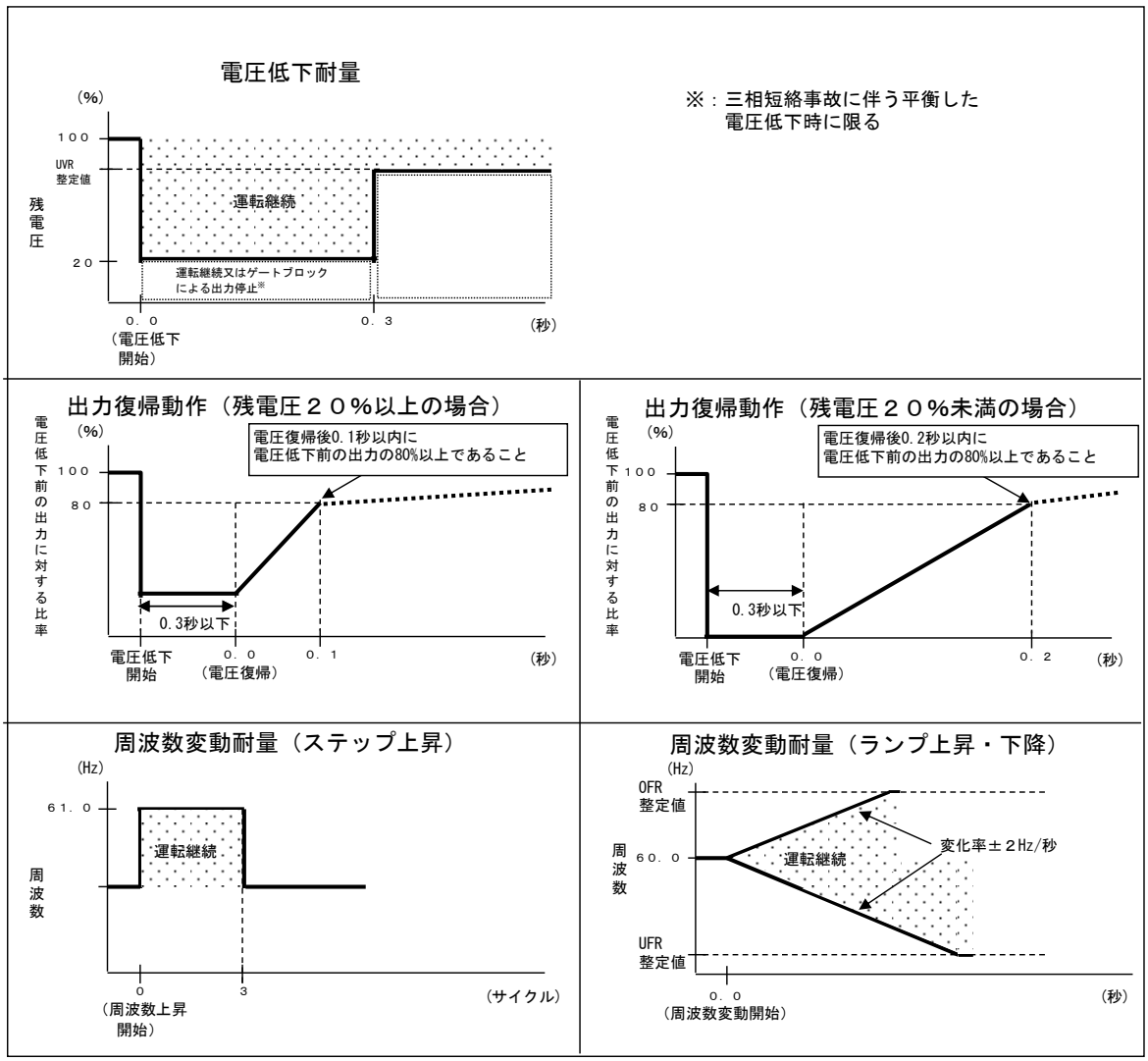

31　保護リレーの設置

(1)　発電設備等故障対策

発電設備等故障時の系統保護のため，次に示す保護リレーを設置していただきます。ただし，発電設備等自体の保護装置により，発電電圧の異常を検出できる場合は省略できることといたします。

イ　発電設備等の発電電圧が異常に上昇した場合に，これを検出し時限をもって解列するための過電圧リレーを設置すること。

ロ　発電設備等の発電電圧が異常に低下した場合に，これを検出し時限をもって解列するための不足電圧リレーを設置すること。

⑵　系統側短絡事故対策

連系する系統における短絡事故時の保護のため，次に示す保護リレーを設置していただきます。

イ　同期発電機の場合は，連系する系統における短絡事故を検出し，発電設備を解列するための短絡方向リレーを設置すること。

ロ　誘導発電機，二次励磁発電機および逆変換装置を用いた発電設備等の場合は，連系する系統の短絡事故時に発電設備等の電圧低下を検出し，発電設備等を解列するための不足電圧リレーを設置すること。

⑶　系統側地絡事故対策

連系する系統における地絡事故時の保護のため，地絡過電圧リレーを設置していただきます。ただし，次のいずれかを満たす場合は，地絡過電圧リレーを省略できることといたします。

イ　発電設備等の引出口にある地絡過電圧リレーにより系統側地絡事故が検出できる場合

ロ　逆変換装置を用いた発電設備等が構内低圧線に連系する場合で，その出力容量が受電電力の容量に比べて極めて小さいとき

ハ　逆変換装置を用いた発電設備等が構内低圧線に連系する場合で，その出力容量が10キロワット以下のとき

⑷　逆潮流がある場合の単独運転防止対策

逆潮流がある場合，単独運転防止のため，発電設備等故障対策用の過電圧リレーおよび不足電圧リレーに加えて，周波数上昇リレーおよび周波数低下リレーを設置するとともに，転送遮断装置または次のすべての条件を満たす単独運転検出機能（能動的方式１方式以上を含みます。）を有する装置を設置していただきます。ただし，専用線の場合は，周波数上昇リレーを省略できることといたします。

なお，単独運転検出機能の整定値例は系統連系規程によります。

イ　連系する系統のインピーダンスや負荷状況等を考慮し，確実に単独運転を検出できること。

ロ　頻繁な不要解列を生じさせないこと。

ハ　能動信号は，系統への影響が実態上問題とならないこと。

なお，誘導発電機を用いる発電設備等において，周波数上昇リレーおよび周波数低下リレーを設置することにより転送遮断装置または単独運転検出機能（能動的方式１方式以上を含みます。）を有する装置を省略できる場合があります。

⑸　逆潮流がない場合の単独運転防止対策

逆潮流がない場合，単独運転防止のため，逆電力リレーおよび周波数低下リレーを設置していただきます。ただし，専用線の場合で，逆電力リレーまたは不足電力リレーにて単独運転を高速に検出できるときは，周波数低下リレーを省略できることといたします。

なお，構内低圧線に連系する発電設備等において，その出力容量が受電電力の容量に比べて極めて小さく，単独運転検出機能（受動的方式および能動的方式それぞれ１方式以上を含みます。）を有する装置により高速に単独運転を検出し，発電設備等が停止，または解列する場合は，逆電力リレーを省略できることといたします。

また，単独運転検出機能の整定値例は系統連系規程によります。

32　保護リレーの設置場所

保護リレーは，受電地点または故障の検出が可能な場所に設置していただきます。

33　解 列 箇 所

保護リレーが動作した場合の解列箇所は，原則として，系統から発電設備等を解列することができる次のいずれかの箇所としていただきます。この場合，当社から解列箇所を指定させていただくことがあります。

⑴　受電用遮断器

⑵　発電設備等出力端遮断器またはこれと同等の機能を有する装置

⑶　発電設備等連絡用遮断器

⑷　母線連絡用遮断器

なお，解列にあたっては，発電設備等を電路から機械的に切り離すことができ，かつ，電気的に完全な絶縁状態を保持しなければならないため，原則として，半導体のみで構成された電子スイッチを遮断装置として適用することはできません。

34　保護リレーの設置相数

保護リレーの設置相数は，次のとおりとしていただきます。

⑴　地絡過電圧リレーは零相回路に設置すること。

⑵　過電圧リレー，周波数低下リレー，周波数上昇リレーおよび逆電力リレーは，１相設置とすること。

⑶　短絡方向リレーは，３相設置とすること。ただし，連系する系統と協調を図ることができる場合，２相設置とすることができることといたします。

⑷　不足電圧リレーは，３相設置とすること。ただし，同期発電機を用いる場合で，短絡方向リレーと協調を図ることができるときは，１相設置とすることができるものといたします。

⑸　不足電力リレーは，２相設置とすること。

35　自動負荷制限

発電設備等の脱落時等に連系する配電線や配電用変圧器等が過負荷になるおそれがある場合は，自動的に負荷を制限する対策を行なっていただきます。

36　線路無電圧確認装置の設置

発電設備等を連系する系統の再閉路時の事故防止のため，当該系統の配電用変電所の配電線引出口に線路無電圧確認装置を設置する必要があります。ただし，次のいずれかを満たす場合は，線路無電圧確認装置を省略できるものといたします。

⑴　専用線による連系であって，連系する系統の自動再閉路を必要としない場合

⑵　転送遮断装置および単独運転検出機能（能動的方式に限ります。）を有す

る装置を設置し，かつ，それぞれが別の遮断器により連系を遮断できる場合

⑶　２方式以上の単独運転検出機能（能動的方式１方式以上を含むものに限ります。）を有する装置を設置し，かつ，それぞれが別の遮断器により連系を遮断できる場合

⑷　単独運転検出機能（能動的方式に限ります。）を有する装置および整定値が発電設備等の運転中における配電線の最低負荷より小さい逆電力リレーを設置し，かつ，それぞれが別の遮断器により連系を遮断できる場合

⑸　逆潮流がない場合で，電力系統との連系に係る保護リレー，計器用変流器，計器用変圧器，遮断器および制御用電源配線が，相互予備となるように２系列化されているときは，無電圧確認装置を省略できるものといたします。この場合，次のいずれかにより簡素化を図ることができるものといたします。

イ　２系列の保護リレーのうちの１系列は，不足電力リレーのみとすることができる。

ロ　計器用変流器は，不足電力リレーを計器用変流器の末端に配置する場合，１系列目と２系列目を兼用できる。

ハ　計器用変圧器は，不足電圧リレーを計器用変圧器の末端に配置する場合，１系列目と２系列目を兼用できる。

37　発電機運転制御装置の付加

火力発電設備およびコージェネレーション（ガスタービン・ガスエンジンを採用したコージェネレーションを除きます。）は，周波数58.8ヘルツまでは発電機出力が低下せず，周波数58.8ヘルツ以下については，1.2ヘルツ低下するごとに5パーセント以内の出力低下に抑える，または，一度出力低下しても回復する機能もしくは装置を具備すること。

なお，周波数変動に鋭敏な負荷設備や，構内設備（発電用所内電源を除きます。）への電源供給維持のため，自立運転に移行する必要がある自家用発電設備等については，対策内容を協議させていただきます。

38　接 地 方 式

接地方式は，連系する系統に適合した方式としていただきます。

39　直流流出防止変圧器の設置

逆変換装置を用いて発電設備等を連系する場合は，逆変換装置から直流が系統へ流出することを防止するために，受電地点と逆変換装置との間に変圧器（単巻変圧器を除きます。）を設置していただきます。この場合，設置する変圧器は，直流流出防止専用である必要はありません。

なお，次のすべての条件に適合する場合は，変圧器の設置を省略することができます。

⑴　逆変換装置の交流出力側で直流を検出し，交流出力を停止する機能を有すること。

⑵　逆変換装置の直流回路が非接地であること，または逆変換装置に高周波変圧器を用いていること。

40　電 圧 変 動

⑴　常時電圧変動対策

系統の電圧を適正値（低圧の需要場所においては，標準電圧100ボルトに対して101±6ボルト以内，標準電圧200ボルトに対して202±20ボルト以内といたします。）に維持する必要があるため，発電設備等の解列による電圧低下や逆潮流による系統の電圧上昇等により適正値を逸脱するおそれがある場合は，次に示す電圧変動対策を行なっていただきます。

なお，これにより対応できない場合には，配電線新設による負荷分割等の配電線増強や専用線による連系を行なう等の対策が必要となります。

イ　発電設備等の脱落等により低圧の需要場所の電圧が適正値を逸脱するおそれがある場合には，自動的に負荷を制限すること。または適正な電圧が維持できる範囲まで自動的に負荷を制限する自動負荷遮断装置を設置すること。

ロ　発電設備等の逆潮流により低圧の需要場所の電圧が適正値を逸脱するお

それがある場合には，自動的に電圧を調整すること。

また，受電点および発電端の力率は，協議により決定することとするが，高圧配電線等の系統状況により個別に力率値を指定する場合には，力率値を変更すること。

この自動電圧調整の手段としては，逆潮流電力の大きさや発電設備等の形式により，以下の４方式などから選択することとなる。

㈠　発電設備等を一定の遅相で運転して，一定値以上の逆潮流が発生するときに力率改善用コンデンサ（一般には開放）で受電点の力率を所定力率に調整する。

㈡　発電設備等を一定の進相で運転して，一定値以上の逆潮流が発生するときに力率改善用コンデンサで受電点の力率を所定力率に調整する。

㈢　一定値以上の逆潮流が発生するときに，力率改善用コンデンサを一定値まで減じ，かつ，発電設備等の無効電力出力を制御して，受電点の力率を所定力率に調整する。ただし，発電設備等の無効電力出力が限界値となる場合には，有効電力を減ずることで電圧上昇の抑制をするとともに受電点の力率を所定力率に調整すること。

㈣　パワーコンディショナーの力率一定制御（80パーセントから100パーセント〔１パーセント刻みといたします。〕。また，進相または遅相運転といたします。）またはＳＶＣの制御などにより，受電点の力率を所定力率に調整する。

⑵　瞬時電圧変動対策

発電設備等の並解列時の瞬時電圧変動は常時電圧の10パーセント以内とし，次に示す対策を行なっていただきます。

イ　同期発電機の場合は，制動巻線付きのもの（制動巻線を有しているものと同等以上の乱調防止効果を有する制動巻線付きでない同期発電機を含みます。）とするとともに自動同期検定装置を設置すること。

ロ　二次励磁制御巻線形誘導発電機の場合は，自動同期検定機能を有するものを用いること。

ハ　誘導発電機の場合で，並列時の瞬時電圧低下により系統の電圧が常時電圧から10パーセントを超えて逸脱するおそれがあるときは，限流リアクトル等を設置すること。

なお，これにより対応できない場合には，同期発電機を用いる等の対策が必要となります。

ニ　自励式の逆変換装置を用いた発電設備等の場合は，自動的に同期する機能を有するものを用いること。

ホ　他励式の逆変換装置を用いた発電設備等の場合で，並列時の瞬時電圧低下により系統の電圧が常時電圧から10パーセントを超えて逸脱するおそれがあるときは，限流リアクトル等を設置すること。

ヘ　発電設備等の出力変動や頻繁な並解列が問題となる場合は，出力変動の抑制や並解列の頻度を低減する対策を行なうこと。

ト　連系用変圧器加圧時の励磁突入電流による瞬時電圧低下により，系統の電圧が常時電圧から10パーセントを超えて逸脱するおそれがある場合は，その抑制対策を実施すること。

⑶　電圧フリッカ対策

発電設備等を設置する場合は，発電設備等の頻繁な並解列や出力変動，単独運転検出機能（能動方式）による電圧フリッカにより適正値（受電地点における電圧フリッカレベル〔ΔＶ10〕を0.45 ボルト以下〔当該設備のみの場合は，0.23 ボルト以下〕に維持するものといたします。）を逸脱するおそれがあるときは，次に示す電圧フリッカ対策等を行なっていただきます。

イ　風力発電設備等の頻繁な並解列による電圧フリッカにより適正値を逸脱するおそれがある場合には，ＳＶＣの設置やサイリスタ等によるソフトスタート機能を有する装置の設置，配電線の太線化等による系統インピーダンスの低減等の対策を行なうこと。

なお，これにより対応できない場合には，配電線の増強の実施または専用線による連系を行なう等の対策が必要となります。

ロ　風力発電設備等の出力変動による電圧フリッカにより適正値を逸脱する

おそれがある場合には，ＳＶＣ等を設置や配電線の太線化等による系統インピーダンスの低減等の対策を行なうこと。

なお，これにより対応できない場合には，配電線の増強の実施または専用線による連系を行なう等の対策が必要となります。

ハ　単独運転検出機能（能動的方式）による電圧フリッカにより適正値を逸脱するおそれがある場合には，系統や当該発電者以外の者への悪影響がない範囲の能動信号の変動量や正帰還ゲインの大きさとすること。

なお，連系当初は許容できる範囲の能動信号であっても，将来の系統状況の変化や発電設備等の連系量増加等によって，配電線に注入する無効電力の注入量が過剰となり，連系当初は発振しない発電設備等も含め無効電力が発振し電圧フリッカが発生することがあるため能動信号の変動量や正帰還ゲインの大きさを変更できる機構としていただきます。

また，単独運転検出機能（能動的方式）による電圧フリッカにより，系統運用に支障が発生した場合または発生するおそれがある場合には，発電者は当社と協議のうえ，単独運転検出に影響のない範囲で，能動信号の変動量や正帰還ゲインの大きさの変更等により，配電線に注入する無効電力の注入量を低減する等の対策を講じていただきます。

なお，ソフトウェア改修不可等で対応できない場合については，機器取替や対応時期等を含めて個別に協議させていただきます。

41　短 絡 容 量

発電設備等の連系により系統の短絡容量が他者の遮断器の遮断容量等を上回るおそれがある場合は，短絡電流を制限する装置（限流リアクトル等）を設置していただきます。

42　発電機定数・諸元

発電機並列時の短絡電流抑制対策等のために，発電機定数を当社から指定させていただく場合があります。

また，発電機諸元は，当社の求めに応じて，次のとおり提出していただきま

す。（第３者認証機関発行の認証証明書による提供も可能とします。）

なお，必要に応じて，記載されていない諸元や最新の諸元等を提供していただくことがあります。

電源種	設　備	諸　元
共　通	発電プラント	定格（定格容量，定格出力，台数，定格電圧）
		最低出力
		所内負荷（定格，最低）
		力率（定格，運転可能範囲）
		運転可能周波数の範囲
		単線結線図，系統並解列箇所
	構内設備	自家消費電力の最大値，最小値
		総合負荷力率
		高調波発生機器と高調波対策資料
		電圧フリッカの発生源と対策設備資料
	受電用変圧器, 連系用変圧器	定格（定格容量，定格電圧）
		インピーダンス（変圧器定格容量ベース）
		制御方式，整定値
	調相設備	定格（容量，台数）
	遮断器	定格（遮断電流，遮断時間）
		自動同期検定装置の有無
	保護装置	設置要素
		設置場所
		設置相数
		解列箇所
		整定範囲
		整定値
		CT 比，VT 比
		シーケンスブロック
誘導機	発電プラント	拘束リアクタンス
		限流リアクトル容量

電源種	設　備	諸　元
同期機	発電プラント	各種内部リアクタンス
		各種短絡時定数・開路時定数
		慣性定数（発電機＋タービン）
		制動巻線の有無
	制御装置	ガバナ系ブロック（調定率，GF 幅，CV，ICV モデルを含む）
		励磁系ブロック（AVR，PSS，PSVR）
		FRT 要件の適用有無
逆変換装置	発電プラント制御装置	メーカ，型式
		単独運転検出方式，整定値
		逆変換装置の容量
		通電電流制限値
		FRT 要件の適用有無
風力	発電プラント制御装置	発電機の出力特性
		出力変動対策の方法
		蓄電池，ウィンドファームコントローラーの有無
蓄電池	発電プラント	蓄電容量
二次励磁機	発電プラント	拘束リアクタンス

43　昇圧用変圧器

短絡電流抑制対策や発電機並列時の電圧低下対策等のために，昇圧用変圧器のインピーダンス等を当社から指定させていただく場合があります。また，電圧タップ値等を指定させていただくことがあります。

44　連 絡 体 制

(1)　発電者の構内事故および系統側の事故等により，連系用遮断器が動作した場合等（サイバー攻撃により設備異常が発生し，または発生するおそれがあ

る場合を含みます。）には，当社と発電者との間で迅速かつ的確な情報連絡を行ない，速やかに必要な措置を講ずる必要があります。このため，発電者の技術員駐在箇所等と当社との間に，保安通信用電話設備を設置していただきます。ただし，保安通信用電話設備は，次のうちいずれかを用いることができます。

イ　専用保安通信用電話設備

ロ　電気通信事業者の専用回線電話

ハ　次の条件をすべて満たす場合においては，一般加入電話または携帯電話

㈠　発電者側の交換機を介さず直接技術員との通話が可能な方式（交換機を介する代表番号方式ではなく，直接技術員駐在箇所へつながる単番方式）とし，発電設備等の保守監視場所に常時設置されていること。

㈡　話中の場合に割り込みが可能な方式（キャッチホン等）であること。

㈢　停電時においても通話可能なものであること。

㈣　災害時等において当社と連絡が取れない場合には，当社との連絡が取れるまでの間，発電設備等の解列または運転を停止するよう，保安規程上明記されていること。

⑵　発電者は，系統運用上必要な情報（受電用遮断器の情報といたします。）を確実に収集するために，事業所等との間に，スーパービジョンを設置していただくことがあります。

なお，受電地点における有効電力を収集するために，原則として，給電制御所等との間に，テレメータを設置していただきます。

45　バンク逆潮流の制限

配電用変電所のバンクにおいて逆潮流が発生すると，電力品質面および保護協調面で問題が生じるおそれがあることから，原則として逆潮流が生じないよう発電者側で発電または放電出力を抑制していただきます。ただし，配電用変電所に保護リレー等を設置することにより，電力品質面および保護協調面で問題が生じないよう対策を行なう場合は，この限りではありません。

46　サイバーセキュリティ対策

事業用電気工作物（発電事業の用に供するものに限ります。）は，電気事業法にもとづき，「電力制御システムセキュリティガイドライン」に準拠した対策を講じていただきます。

また，自家用電気工作物（発電事業の用に供するものおよび小規模事業用電気工作物を除きます。）に係る遠隔監視システムおよび制御システムは，「自家用電気工作物に係るサイバーセキュリティの確保に関するガイドライン」に準拠した対策を講じていただきます。

なお，上記以外の発電設備等については，サイバー攻撃による発電設備等の異常動作を防止し，または発電設備等がサイバー攻撃を受けた場合に速やかな異常の除去，影響範囲の局限化等を行なうために，次のとおり適切なサイバーセキュリティ対策を講じていただきます。

⑴　外部ネットワークや他ネットワークを通じた発電設備等の制御に係るシステムへの影響を最小化するための対策を講じること。

⑵　発電設備等の制御に係るシステムには，マルウェアの侵入防止対策を講じること。

⑶　発電設備等に関し，セキュリティ管理責任者を設置すること。

Ⅳ　発電設備等の特別高圧電線路との連系要件

47　電 気 方 式

発電設備等の電気方式は，最大使用電力に比べ発電設備等の容量が非常に小さく，相間の不平衡による影響が実態上問題とならない場合を除き，連系する系統の電気方式（交流三相３線式）と同一としていただきます。

48　運転可能周波数・並列時許容周波数

⑴　運転可能周波数

発電設備等の連続運転可能周波数および運転可能周波数は，次のとおりとしていただきます。

イ　連続運転可能周波数は，58.2ヘルツを超え61.2ヘルツ以下とすること。

ロ　運転可能周波数は，57.0ヘルツ以上61.8ヘルツ以下とすること。

なお，周波数低下時の運転継続時間は，58.2ヘルツでは10分程度以上，57.6ヘルツでは１分程度以上としていただきます。また，周波数低下リレーの整定値は，原則として，検出レベルを57.0ヘルツとし，検出時限を自動再閉路時間と協調が取れる範囲の最大値（ただし，協調が取れる範囲の最大値は２秒以上といたします。）としていただきます。

⑵　並列時許容周波数

系統周波数を適正値に維持する必要があるため，並列時の周波数は並列時許容周波数以内としていただきます。

なお，並列時許容周波数は，標準周波数＋0.1ヘルツ以下（ただし，設定可能範囲は標準周波数＋0.1ヘルツから＋1.0ヘルツといたします。）といたします。ただし，系統固有の事由等により個別に協議させていただく場合があります。

49　力　　率

発電者の受電地点における力率は，連系する系統の電圧を適切に維持できるように定めるものとし，必要な場合は当社からの求めに応じて，力率を変更で

きるものとしていただきます。発電設備等が安定に運転できる範囲は，原則として発電設備等側からみて遅れ力率90パーセントから進み力率95パーセントとしていただきます。

なお，逆潮流がない場合は，原則として受電地点の力率を系統側からみて遅れ85パーセント以上とするとともに，系統側からみて進み力率にならないようにしていただきます。

また，受電地点の力率，電圧あるいは無効電力の調整スケジュール等について別途協議させていただくことがあります。

50 高 調 波

逆変換装置（二次励磁発電機の系統側変換装置を含みます。）を用いた発電設備等を設置する場合は，逆変換装置本体（フィルターを含みます。）の高調波流出電流を総合電流歪率５パーセント以下に，かつ，各次電流歪率３パーセント以下にしていただきます。

なお，その他の高調波発生機器を用いた電気設備を設置する場合には，Ⅶ（負荷設備の特別高圧電線路との連系要件）に準じた対策を実施していただきます。

51 需給バランス制約による発電設備等の出力の抑制

逆潮流のある発電設備等のうち，太陽光発電設備および風力発電設備ならびに蓄電池には，当社の求めに応じて，当社からの遠隔制御により，需給バランス制約による０パーセントから100パーセントの範囲（１パーセント刻みといたします。）で出力（自家消費分を除くことも可能とします。）の抑制ができる機能を有する逆変換装置やその他必要な設備を設置する等の対策を実施していただきます。ただし，ウィンドファームとしての運用がない風力発電所やウィンドファームコントローラーがない風力発電所については，技術的制約を踏まえ個別に協議させていただきます。

なお，逆潮流のある火力発電設備およびバイオマス発電設備（ただし，地域資源バイオマス発電設備であって，燃料貯蔵や技術に由来する制約等により出

力の抑制が困難なものを除きます。）は，発電出力を技術的に合理的な範囲で最大限抑制し，その最低出力を発電端の定格出力に対して，火力発電設備（混焼バイオマス発電設備を含みます。）については多くとも30パーセント以下，バイオマス発電設備については多くとも50パーセント以下に抑制するために必要な機能を具備していただきます。ただし，停止による対応も可能とします。

また，自家消費を主な目的とした発電設備等については，個別の事情を踏まえ対策の内容を協議させていただきます。実証設備の実証期間中の扱いについては，技術的制約を踏まえ個別に協議させていただき，実証期間終了後は，再協議させていただきます。

52　送電容量制約による発電設備等の出力の抑制

逆潮流のある発電設備等には，当社の求めに応じて，当社からの遠隔制御により，送電容量制約による出力の抑制ができる機能を有する装置やその他必要な装置を設置する等の対策を実施していただきます。

53　不要解列の防止

⑴　保護協調

発電設備等の故障または系統の事故時に，事故の除去，事故範囲の局限化，系統運用の安定・公衆保安の確保等を行なうために，次のとおり保護協調を実施していただきます。

なお，構内設備等の故障に対しては，Ⅶ（負荷設備の特別高圧電線路との連系要件）に準じた対策を実施していただきます。

イ　発電設備等の異常および故障に対しては，この影響を連系する系統へ波及させないために，発電設備等を当該系統から解列すること。

ロ　連系する系統に事故が発生した場合は，原則として当該系統から発電設備等を解列すること。ただし，再閉路方式によっては，解列が不要な場合もあります。

ハ　上位系統事故，連系する系統の事故等により当該系統の電源が喪失した場合であって単独運転が認められない場合には，発電設備等が解列し単独

運転が生じないこと。

ニ　連系する系統における事故後再閉路時に，原則として発電設備等が当該系統から解列されていること。

ホ　連系する系統以外の事故時には，原則として発電設備等は解列しないこと。

ヘ　連系する系統から発電設備等が解列される場合には，逆電力リレー，不足電力リレー等による解列を，自動再閉路時間より短い時限かつ過渡的な電力変動による当該発電設備等の不要な遮断を回避できる時限で行なうこと。

⑵　事故時運転継続

系統事故による広範囲の瞬時電圧低下や周波数変動等により，発電設備等の一斉解列や出力低下継続等が発生し，系統全体の電圧・周波数維持に大きな影響を与えることを防止するため，発電設備等の種別毎に定められるＦＲＴ要件を満たしていただきます。

なお，満たすべきＦＲＴ要件は次のとおりといたします。

<table>
<tr><td colspan="2" rowspan="3">発電設備等</td><td colspan="3">電圧低下</td><td rowspan="2">周波数変動
（運転継続）</td></tr>
<tr><td colspan="2">三相短絡を想定</td><td>二相短絡を想定</td></tr>
<tr><td>残電圧 20 ﾊﾟｰｾﾝﾄ以上
（運転継続）</td><td>残電圧 20 ﾊﾟｰｾﾝﾄ未満
（運転継続またはｹﾞｰﾄﾌﾞﾛｯｸによる出力停止）</td><td>残電圧 52 ﾊﾟｰｾﾝﾄ以上・位相変化 41 度以下(運転継続)</td><td>60 ﾍﾙﾂ系統</td></tr>
<tr><td rowspan="5">単相</td><td>太陽光</td><td rowspan="5">低圧単相に準ずる</td><td rowspan="5">低圧単相に準ずる</td><td rowspan="5">低圧単相に準ずる</td><td rowspan="5">低圧単相に準ずる</td></tr>
<tr><td>風力</td></tr>
<tr><td>蓄電池</td></tr>
<tr><td>燃料電池</td></tr>
<tr><td>ガスエンジン</td></tr>
<tr><td rowspan="5">三相</td><td>太陽光</td><td rowspan="5">高圧三相に準ずる</td><td rowspan="5">高圧三相に準ずる</td><td rowspan="5">高圧三相に準ずる</td><td rowspan="5">高圧三相に準ずる</td></tr>
<tr><td>風力</td></tr>
<tr><td>蓄電池</td></tr>
<tr><td>燃料電池</td></tr>
<tr><td>ガスエンジン</td></tr>
</table>

⑶　電圧・周波数変動による不要解列の防止

作業停止や需要増加等に伴い，電圧・周波数変動が継続する状況においても，発電設備等の不要解列による系統電圧・周波数維持への影響を防止するため，以下の端子電圧および周波数変動範囲においては，発電設備等を連続運転し，発電設備等の保護装置等による解列を行なわないものとしていただきます。

なお，これを超える端子電圧および周波数変動においても，設備に支障がない範囲で運転を継続していただきます。

また，電圧・周波数変動に鋭敏な負荷設備や，構内設備（発電用所内電源を除きます。）への電源供給維持のため，自立運転に移行する必要がある自家用発電設備等については，対策内容を協議させていただきます。

ただし，周波数変動範囲に対しては，48（運転可能周波数・並列時許容周波数）⑴の運転可能周波数に準じた対策を実施していただきます。

同期発電機・誘導発電機

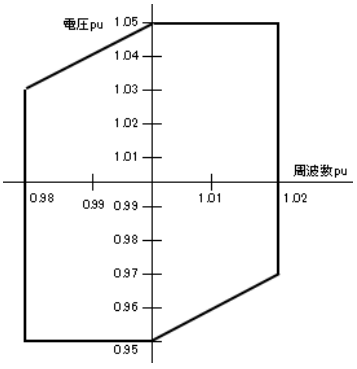

逆変換装置

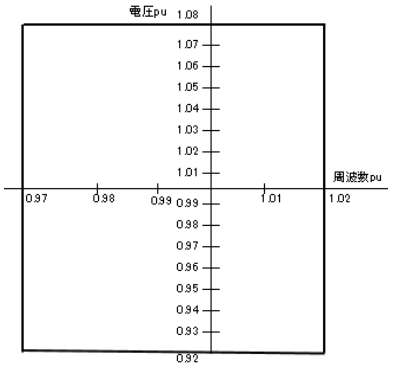

54　保護リレーの設置

⑴　発電設備等故障対策

発電設備等故障時の系統保護のため過電圧リレーおよび不足電圧リレーを設置していただきます。ただし，発電設備等自体の保護装置により検出・保護できる場合は省略することができます。

⑵　系統側事故対策

イ　短絡保護

系統の短絡事故時の保護のため，原則として，連系する系統と同じ方式の保護リレーを設置していただきます。ただし，系統と同じ方式の保護リ

レーを設置する必要がない場合には，次のとおりとしていただきます。

⑷　同期発電機を用いる場合

連系する系統の短絡事故を検出し，発電設備を解列することのできる短絡方向リレーを設置すること。

なお，当該リレーが有効に機能しない場合は，短絡方向距離リレーまたは電流差動リレーを設置していただきます。

⑹　誘導発電機，二次励磁発電機または逆変換装置を用いる場合

連系する系統の短絡事故時に，発電電圧の異常低下を検出し解列することのできる不足電圧リレーを設置すること。

なお，当該不足電圧リレーは発電設備等事故対策用の不足電圧リレーと兼用することができます。

ロ　地絡保護

系統の地絡事故時の保護のため，原則として，連系する系統と同じ方式の保護リレーを設置していただきます。ただし，系統と同じ方式の保護リレーを設置する必要がない場合には，次のとおりとしていただきます。

⑷　中性点直接接地方式の系統に連系する場合は，電流差動リレーを設置していただきます。

⑹　中性点直接接地方式以外の系統に連系する場合は，地絡過電圧リレーを設置していただきます。

なお，当該リレーが有効に機能しない場合は，地絡方向リレーまたは電流差動リレーを設置していただきます。ただし，次のいずれかを満たす場合は，地絡過電圧リレーを省略することができます。

a　発電機引出口にある地絡過電圧リレーにより連系する系統の地絡事故を検出できる場合

b　発電設備等の出力が構内の負荷より小さく周波数低下リレーにより高速に単独運転を検出し解列することができる場合

c　逆電力リレー，不足電力リレーまたは受動的方式の単独運転防止機能を有する装置により高速に単独運転を検出し解列することができる

場合

なお，連系当初，地絡過電圧リレーを省略可能な場合であっても，その後，構内の負荷状況の変更や電力系統の変更等によって，地絡過電圧リレーの省略要件を満たさなくなった場合は，発電者または発電設備等を系統連系する需要者の責任において，地絡過電圧リレーを設置していただきます。

⑶　単独運転防止対策

イ　逆潮流がある場合

適正な電圧・周波数を逸脱した単独運転を防止するため，周波数上昇リレーおよび周波数低下リレーまたは転送遮断装置を設置していただきます。また，周波数上昇リレーおよび周波数低下リレーは，単独運転状態になった場合に系統電圧が定格電圧の40パーセント程度まで低下したとしても周波数を検出可能なものとしていただきます。ただし，当該特性を有しない場合は，単独運転状態になったときに系統等に影響を与えるまでに低下した系統電圧を検出可能な不足電圧リレーと組み合わせて補完しながら使用していただきます。

なお，必要に応じて周波数上昇リレーおよび周波数低下リレーに加えて転送遮断装置を設置していただく場合があります。

また，単独系統を復旧（本系統へ再並列）するにあたり，系統電源と当該発電設備等の周波数，電圧および位相差が合致しない場合には，当社からの指令を受け，当該発電設備等を速やかに単独系統から解列していただきます。

ロ　逆潮流がない場合

単独運転防止のため，周波数上昇リレーおよび周波数低下リレーを設置していただきます。ただし，発電設備等の出力容量が系統の負荷と均衡する場合であって，周波数上昇リレーまたは周波数低下リレーにより検出・保護できないおそれがあるときは，逆電力リレーを設置していただきます。

⑷　事故波及防止対策

発電機が脱調した場合の事故波及を防止するため，脱調分離リレーを設置していただく場合があります。

⑸　構内設備事故対策

構内設備事故対策としてⅦ（負荷設備の特別高圧電線路との連系要件）に準じた対策を実施していただきます。

⑹　事故除去時間

中性点直接接地系統においては，同期安定度確保，瞬時電圧低下の影響，電磁誘導障害対策面で高速な事故除去の必要があるため，連系点および同一電圧階級設備の遮断器，保護リレーの動作時間を以下のとおりとしていただきます。

イ　遮断器は，２サイクル以内とすること。

ロ　保護リレー（短絡・地絡事故除去用）は，２サイクル以内とすること。

なお，中性点直接接地系統以外を含め，系統固有の事由等により個別に協議させていただく場合があります。

⑺　そ の 他

イ　系統の安定を維持するため，系統から解列する発電設備等の発電電力が大きい場合には，発電場所に，事故を検出し情報を伝送するために必要な装置を設置していただきます。

ロ　33,000ボルト以下の特別高圧電線路のうち配電線扱いの電線路に発電設備等を連系する場合は，31（保護リレーの設置）に準じます。

55　再閉路方式

自動再閉路を実施している送電線へ連系する場合で，自動再閉路方式を採用する場合は，連系送電線の再閉路方式と協調を図っていただき，必要な設備を設置していただきます。

なお，再閉路方式の運用にあたっては，発電設備の回転軸強度等に支障がないようにしていただきます。

56　保護リレーの設置場所

保護リレーは，受電地点または故障の検出が可能な場所に設置していただきます。

57　解 列 箇 所

保護リレーが動作した場合の解列箇所は，原則として，系統から発電設備等を解列することができる次のいずれかの箇所としていただきます。この場合，当社から解列箇所を指定させていただく場合があります。

⑴　受電用遮断器

⑵　発電設備等出力端遮断器

⑶　発電設備等連絡用遮断器

⑷　母線連絡用遮断器

なお，解列にあたっては，発電設備等を電路から機械的に切り離すことができ，かつ，電気的に完全な絶縁状態を保持しなければならないため，原則として，半導体のみで構成された電子スイッチを遮断装置として適用することはできません。

58　保護リレーの設置相数

保護リレーの設置相数は次のとおりとしていただきます。

⑴　地絡過電圧リレー，地絡方向リレー，地絡検出用電流差動リレーおよび地絡検出用回線選択リレーは零相回路に設置すること。

⑵　過電圧リレー，周波数低下リレー，周波数上昇リレーおよび逆電力リレーは１相設置とすること。

⑶　不足電力リレーは２相設置とすること。

⑷　短絡方向リレー，不足電圧リレー，短絡検出・地絡検出兼用電流差動リレー，短絡検出用電流差動リレー，短絡方向距離リレー，短絡検出用回線選択リレーおよび地絡方向距離リレーは３相設置とすること。

59　自動負荷制限・発電抑制

⑴　発電設備等の脱落時等に主として連系する送電線および変圧器等が過負荷

になるおそれがある場合は，自動的に負荷を制限する対策を行なっていただきます。また，系統事故等により他の送電線および変圧器等が過負荷になるおそれがある場合，または系統の安定度や周波数等が維持できないおそれがある場合には，自動で発電抑制もしくは発電遮断，または発電増出力（揚水遮断および蓄電池の充電停止を含みます。）を行なっていただくことがあります。この場合，発電場所に必要な装置を設置していただきます。

ただし，出力変動緩和対策として設置していただく蓄電池については，充電を停止することにより，出力変動緩和の機能を喪失することから，本要件は適用いたしません。

⑵ あらかじめ当社が指定した送電線１回線，変圧器１台，その他の電力設備の単一故障の発生時に保護装置により行なわれる速やかな発電抑制または発電遮断（以下「Ｎ－１電制」といいます。）を実施することで，運用容量を拡大することが効率的な設備形成に資すると当社が判断した場合，Ｎ－１電制を実施するために発電設備等に設置する制御装置等（以下「Ｎ－１電制装置」といいます。）を設置することが適当であると判断した発電設備等を指定して，当該発電設備等を維持および運用する発電者，または新規に送電系統への連系を行なう発電者に対して，Ｎ－１電制装置の設置を求めることがあります。この場合，正当な理由がない限り，発電場所へのＮ－１電制装置の設置およびその他Ｎ－１電制の実施に必要な対応をしていただきます。

60 線路無電圧確認装置の設置

発電設備等を連系する変電所の引出口に線路無電圧確認装置が設置されていない場合には，再閉路時の事故防止のために，発電設備等を連系する変電所の引出口に線路無電圧確認装置を設置する必要があります。ただし，逆潮流がない場合で，電力系統との連系に係る保護リレー，計器用変流器，計器用変圧器，遮断器および制御用電源配線が，相互予備となるように２系列化されているときは，無電圧確認装置を省略できるものといたします。この場合，次のいずれかにより簡素化を図ることができるものといたします。

⑴ ２系列の保護リレーのうちの１系列は，不足電力リレーのみとすることが

できる。

⑵　計器用変流器は，不足電力リレーを計器用変流器の末端に配置する場合，１系列目と２系列目を兼用できる。

⑶　計器用変圧器は，不足電圧リレーを計器用変圧器の末端に配置する場合，１系列目と２系列目を兼用できる。

なお，33,000ボルト以下の特別高圧電線路のうち配電線扱いの電線路に発電設備等を連系する場合は，36（線路無電圧確認装置の設置）に準じます。

61　発電機運転制御装置の付加

⑴　系統安定化，潮流制御のための機能

系統安定化，潮流制御等の理由により運転制御が必要な場合には，次の機能を具備した運転制御装置を設置していただきます。

イ　ＰＳＳ（Power System Stabilizer）

ロ　超速応励磁自動電圧調整機能

なお，設置については，個別に協議させていただきます。

⑵　周波数調整のための機能

火力発電設備および混焼バイオマス発電設備（ただし，地域資源バイオマス発電設備を除きます。）ならびに揚水発電設備（発電方向）については，次の周波数調整機能を具備していただきます。

なお，その他の発電設備等については，個別に協議させていただきます。

イ　火力発電設備および混焼バイオマス発電設備（地域資源バイオマス発電設備を除きます。）

⑷　ガバナフリー運転機能

タービンの調速機（以下「ガバナ」といいます。）を系統周波数の変動に応じて発電機出力を変化させるように運転する機能を具備すること。

⑹　ＬＦＣ（Load Frequency Control：負荷周波数制御）機能

当社からのＬＦＣ信号に追従し，発電機出力を変動させる機能を具備すること。

㈠ 周波数変動補償機能

標準周波数±0.2ヘルツを超えた場合，系統の周波数変動により，発電所の自動出力制御装置がガバナで調整した出力を出力指令値に引き戻すことがないように，ガバナによる出力変動相当を出力指令値に加算する機能を具備すること。

㈡ ＥＤＣ（Economic load Dispatching Control：経済負荷配分制御）機能

当社からの出力指令値に発電機出力を自動追従制御する機能を具備すること。

㈢ 出力低下防止機能

火力発電設備およびコージェネレーション（ガスタービン・ガスエンジンを採用した60メガワット未満のコージェネレーションを除きます。）は，周波数58.8ヘルツまでは発電機出力が低下せず，周波数58.8ヘルツ以下については，1.2ヘルツ低下するごとに5パーセント以内の出力低下に抑える，または，一度出力低下しても回復する機能もしくは装置を具備すること。

なお，周波数変動に鋭敏な負荷設備や，構内設備（発電用所内電源を除きます。）への電源供給維持のため，自立運転に移行する必要がある自家用発電設備等については，対策内容を協議させていただきます。

具体的な発電設備の性能は，次のとおりといたします。ただし，系統の電源構成の状況等，必要に応じて別途協議させていただきます。

	発電機定格出力	100メガワット以上	
		ガスタービン発電設備(GT)およびガスタービンコンバインドサイクル発電設備(GTCC)	その他の火力発電設備および混焼バイオマス発電設備※6
機能・仕様等	GF調定率	5パーセント以下	5パーセント以下
	GF幅※1	5パーセント以上（定格出力基準）	3パーセント以上（定格出力基準）
	GF制御応答性	2秒以内に出力変化開始，10秒以内にGF幅の出力変化完了※7	
	LFC幅	±5パーセント以上（定格出力基準）	±5パーセント以上（定格出力基準）
	LFC変化速度※2	5パーセント/分以上（定格出力基準）	1パーセント/分以上（定格出力基準）
	LFC制御応答性	20秒以内に出力変化開始※7	60秒以内に出力変化開始※7
	EDC変化速度※2	5パーセント/分以上（定格出力基準）	1パーセント/分以上（定格出力基準）
	EDC制御応答性	20秒以内に出力変化開始※7	60秒以内に出力変化開始※7
	EDC+LFC変化速度	10パーセント/分以上（定格出力基準）	1パーセント/分以上（定格出力基準）
	最低出力※3※4（定格出力基準）	30パーセント以下※8 DSS機能具備※5	30パーセント以下※8

※１　ＧＴおよびＧＴＣＣについては，負荷制限設定値までの上げ余裕値が定格出力の５パーセント以上，その他の発電機については，定格出力の３パーセント以上を確保すること。ただし，定格出力付近等の要件を満たせない出力帯については，別途協議させていただきます。

※２　定格出力付近のオーバーシュート防止や低出力帯での安定運転により要件を満たせない場合には，別途協議させていただきます。

※３　気化ガス（ＢＯＧ）処理等により最低出力を満たせない場合には，

別途協議させていただきます。

※４　ＥＤＣ・ＬＦＣ指令により制御可能な最低出力といたします。停止により対応をする発電設備の場合は，この限りではありません。

※５　日間起動停止運転（ＤＳＳ）は，発電機解列から並列まで８時間以内で可能なこと。

※６　地域資源バイオマス発電設備を除きます。

※７　記載の秒数は目安値とし，可能な限り早期に出力変化開始し，出力変化完了すること。

※８　51（需給バランス制約による発電設備等の出力の抑制）によります。

また，周波数調整機能に必要な受信信号（ＥＤＣ指令値，ＬＦＣ増/減指令）を受信する機能および，必要な送信信号（現在出力，可能最大出力〔ＧＴおよびＧＴＣＣのみといたします。〕，ＥＤＣ・ＬＦＣ使用/除外，周波数調整機能故障）を送信する機能を具備していただきます。

ロ　揚水発電設備（発電方向）

⑴　ガバナフリー運転機能

水車のガバナを系統周波数の変動に応じて発電機出力を変化させるように運転する機能を具備すること。

⑵　ＬＦＣ（Load Frequency Control：負荷周波数制御）機能

当社からのＬＦＣ信号に追従し，発電機出力を変動させる機能を具備すること。

⑶　周波数変動補償機能

標準周波数から当社が指定する閾値を超えた場合，系統の周波数変動により，発電所の自動出力制御装置がガバナで調整した出力を出力指令値に引き戻すことがないように，ガバナによる出力変動相当を出力指令値に加算する機能を具備すること。ただし，同等の機能を有する場合は省略することができます。

㈡　ＥＤＣ（Economic load Dispatching Control：経済負荷配分制御）機能

当社からの出力指令値に発電機出力を自動追従制御する機能を具備すること。

具体的な発電設備の性能は，次のとおりといたします。ただし，系統の電源構成の状況等，必要に応じて別途協議させていただきます。

	発電機定格出力	10メガワット以上
機能・仕様等	GF調定率	5パーセント以下
	GF幅	最低から定格出力
	GF制御応答性	2秒以内に出力変化開始， 10秒以内に出力変化完了 （定格出力の5パーセント到達にて出力変化の完了とする）※1※2
	LFC幅	最低から定格出力※1
	LFC変化速度	10パーセント/分以上 （定格出力基準）
	LFC制御応答性	10秒以内に出力変化開始※2※3
	EDC変化速度	10パーセント/分以上 （定格出力基準）
	EDC制御応答性	10秒以内に出力変化開始※2※3
	EDC+LFC変化速度	10パーセント/分以上 （定格出力基準）

※１　水路系の影響により制約が発生する場合には，別途協議させていただきます。

※２　記載の秒数は目安値とし，可能な限り早期に出力変化開始し，出力変化完了すること。

※３　慣性モーメントが大きい発電機は，別途協議させていただきます。

また，周波数調整機能に必要な受信信号（ＥＤＣ指令値，ＬＦＣ増/減指令）を受信する機能および，必要な送信信号（現在出力，ＥＤＣ・ＬＦＣ使用/除外，周波数調整機能故障）を送信する機能を具備していただきます。

⑶ 早期再並列のための機能

定格出力の合計が400メガワット以上の火力発電設備（ＧＴＣＣ）については，送電系統の停電解消後，早期に再並列するために必要な装置を設置，または機能を具備していただきます。

⑷ 電圧調整のための機能

イ 275,000ボルト以上の系統に連系する発電設備等は，当社が指定する電圧，無効電力または力率に応じて運転可能な機能を具備し，有効電力に応じて出力可能な範囲で無効電力を調整できるようにしていただきます。

ロ 154,000ボルト以下の系統に連系する発電設備等においても，必要に応じて，イと同等の機能を具備していただくことがあります。

62 中性点接地装置の付加と電磁誘導障害防止対策の実施

中性点の接地が必要な場合は，昇圧用変圧器の中性点に接地装置を設置していただきます。また，中性点接地装置の設置により，当社の系統において電磁誘導障害防止対策および地中ケーブルの防護対策の強化等が必要となった場合には，次の適切な対策を講じていただきます。

⑴ 154,000ボルト以下の系統に連系する場合は，必要に応じて昇圧用変圧器の中性点に中性点接地装置（抵抗接地方式）を設置すること。

⑵ 275,000ボルト以上の系統に連系する場合は，昇圧用変圧器の中性点を直接接地すること。

63 直流流出防止変圧器の設置

逆変換装置を用いて発電設備等を連系する場合は，逆変換装置から直流が系統へ流出することを防止するために，受電地点と逆変換装置との間に変圧器（単巻変圧器を除きます。）を設置していただきます。この場合，設置する変

圧器は，直流流出防止専用である必要はありません。

なお，次のすべての条件に適合する場合は，変圧器の設置を省略することができます。

⑴　逆変換装置の交流出力側で直流を検出し，交流出力を停止する機能を有すること。

⑵　逆変換装置の直流回路が非接地であること，または逆変換装置に高周波変圧器を用いていること。

64　電 圧 変 動

⑴　常時電圧変動対策

発電設備等の連系による電圧変動は，常時電圧の概ね１パーセントから２パーセント以内を適正値とし，この範囲を逸脱しないよう，自動電圧調整装置（ＡＶＲ）の設置等により，自動的に電圧を調整していただきます。

⑵　瞬時電圧変動対策

発電設備等の並解列時において，瞬時的に発生する電圧変動に対しても，常時電圧の２パーセントを目安に適正な範囲内に瞬時電圧変動を抑制していただきます。

イ　同期発電機を用いる場合は，制動巻線付きのもの（制動巻線を有しているものと同等以上の乱調防止効果を有する制動巻線付きでない同期発電機を含みます。）とするとともに自動同期検定装置を設置すること。

ロ　二次励磁制御巻線型誘導発電機を用いる場合には，自動同期検定機能を有するものを用いること。

ハ　誘導発電機を用いる場合で，並列時の瞬時電圧低下により，系統の電圧が常時電圧から２パーセント程度を超えて逸脱するおそれがあるときは，限流リアクトル等を設置すること。

なお，これにより対応できない場合には，同期発電機を用いる等の対策をしていただきます。

ニ　自励式の逆変換装置を用いる場合は，自動的に同期が取れる機能を有するものを用いること。

ホ　他励式の逆変換装置を用いる場合で，並列時の瞬時電圧低下により，系統の電圧が適正値（常時電圧の２パーセントを目安とします。）を逸脱するおそれがあるときは，限流リアクトル等を設置すること。

なお，これにより対応できない場合には，自励式の逆変換装置を用いることといたします。

ヘ　発電設備等の出力変動や頻繁な並解列による電圧変動により，他者に電圧フリッカ等の影響を及ぼすおそれがある場合または電圧フリッカにより適正値（受電地点における電圧フリッカレベル〔ΔＶ10〕を0.45ボルト以下〔当該設備のみの場合は，0.23ボルト以下〕に維持するものといたします。）を逸脱するおそれがある場合には，次に示す電圧変動の抑制や並解列の頻度を低減する対策を行なうこと。

㈠　風力発電設備等の頻繁な並解列により電圧フリッカが適正値を逸脱するおそれがある場合には，ＳＶＣの設置やサイリスタ等によるソフトスタート機能を有する装置を用いること。

㈡　風力発電設備等の出力変動により電圧フリッカが適正値を逸脱するおそれがある場合には，ＳＶＣ等を設置すること。

⑶　そ の 他

イ　連系用変圧器加圧時の励磁突入電流による瞬時電圧低下により，系統の電圧が常時電圧から10パーセントを超えて逸脱するおそれがある場合には，その抑制対策を実施していただきます。

ロ　33,000ボルト以下の特別高圧電線路のうち配電線扱いの電線路に発電設備等を連系する場合は，40（電圧変動）に準じます。

65　出 力 変 動

太陽光発電設備および風力発電設備を連系する場合で，出力変動により他者に影響を及ぼすおそれがあるときは，出力変化率制限機能を具備する等の対策を行なっていただきます。

⑴　太陽光発電設備の場合

発電に必要な自然エネルギーが得られる状況において，系統周波数が上昇

または低下し適正値を逸脱するおそれがある場合は，発電設備の出力を調定率に応じて，自動的に出力変化すること。

⑵　風力発電設備の場合

イ　発電に必要な自然エネルギーが得られる状況において，連系点での５分間の最大変動幅が発電所設備容量の10パーセント以下となるよう対策を行なうこと。

なお，ウィンドファームコントローラーを有しない小規模発電所については，対策を別途協議させていただきます。

ロ　高風速時にカットアウトが予想される場合は，即座に停止しないよう，ストーム制御機能を具備する等の対策を行なうこと。また，カットインが予想される場合は，徐々に出力を上昇するよう対策を行なうこと。

ハ　発電に必要な自然エネルギーが得られる状況において，系統周波数が上昇または低下し適正値を逸脱するおそれがある場合は，発電設備の出力を調定率に応じて自動的に出力変化すること。

なお，具体的な発電設備の性能は，次の範囲で当社から指定する値といたします。ただし，系統の電源構成の状況等，必要に応じて別途協議させていただきます。

	定格出力合計	10メガワット以上
		太陽光発電設備または風力発電設備
機能・仕様等	調定率	２から５パーセント
	制御応答性	2秒以内に出力変化開始，10秒以内に出力変化完了 （出力変化の50パーセント到達にて出力変化の完了とする）
	不感帯	±0.2ヘルツ以下
	リザーブ量 （出力変化幅）※	０から10パーセント （定格出力基準）

※　リザーブ量は系統周波数低下時の出力増加対応として，発電出力の抑制時に使用可能なこと。

66　短絡・地絡電流対策

発電設備等の連系により系統の短絡・地絡電流が他者の遮断器の遮断容量等を上回るおそれがある場合は，短絡・地絡電流を制限する装置（限流リアクトル等）を設置していただきます。

なお，これにより対応できない場合には，短絡容量対策について個別に検討・協議させていただきます。

67　発電機定数・諸元

連系系統や電圧階級によっては，発電機の安定運転対策や短絡・地絡電流抑制対策，慣性低下対策等のために，発電機定数を当社から指定させていただく場合があります。

また，当社の求めに応じて，次の諸元を提出していただきます。

なお，必要に応じて，記載されていない諸元等，最新の諸元等を提供していただくことがあります。

電源種	設　備	諸　元
共　通	発電プラント	定格容量，定格出力，台数，定格電圧
		最低出力
		所内負荷（定格，最低）
		力率（定格，運転可能範囲）
		運転可能周波数の範囲，運転継続時間
		単線結線図，系統並解列箇所
		発電プラントモデル（原動機の種類，発電機の種類）
		電気所監視制御方式
	構内設備	自家消費電力の最大値，最小値
		総合負荷力率
		電動機容量（高圧・低圧）
		電灯容量
		高調波発生機器と高調波対策資料
		電圧フリッカの発生源と対策設備資料
	受電用変圧器， 連系用変圧器	定格（定格容量，定格電圧）
		インピーダンス（タップ電圧毎，変圧器定格容量ベース）
		励磁特性曲線
		制御方式，整定値
	調相設備	定格容量，台数
		制御方式，整定値
	アクセス線・構内線路	インピーダンス，アドミタンス
	遮断器	定格（遮断電流，遮断時間）
		自動同期検定装置の有無
	保護装置	設置要素
		仕様
		設置場所
		設置相数
		解列箇所
		整定範囲
		整定値
		CT 比，VT 比
		シーケンスブロック
		送電線再閉路方式
	記録	電気現象記録装置

電源種	設　備	諸　元
誘導機	発電プラント	拘束リアクタンス
		限流リアクトル容量
		限時リアクトルインピーダンス
		慣性定数
		定格すべり
		等価回路定数
同期機	発電プラント	各種内部リアクタンス（飽和値，不飽和値）
		各種短絡時定数・開路時定数
		慣性定数（発電機＋タービン）
		制動巻線の有無
		飽和特性
		可能出力曲線
		発電機軸モデル
		発電機プラントモデル，モデル構築に必要なプラント，制御系の各種定数（ボイラ，タービン，水車等）
		並解列所要時間（平常時，事故時）
	制御装置	ガバナ系ブロック（調定率，GF 幅，CV，ICV モデルを含む）
		LFC・発電機出力制御ブロック
		EDC 変化速度（出力毎）
		LFC 幅・変化速度（出力毎）
		出力キープタイム（出力毎，上げ下げ）
		励磁装置の形式（直流・交流・サイリスタ・他） 応答速度（超速応励磁か否か）
		励磁系ブロック（AVR，PSS，PSVR）
		FRT 要件の適用有無
		過励磁保護 59V/F ブロック
		OEL，UEL ブロック
水力	発電プラント 制御装置	揚水待機・開始所要時間
		上ダム・下ダム運用可能水位
		電水比（kW/(m^3/s)）
逆変換装置	発電プラント 制御装置	メーカ，型式
		単独運転検出方式，整定値
		逆変換装置の容量
		通電電流制限値
		系統事故時の力率制御時間
		三相事故時の事故電流（大きさ，供給時間）
		一，二相事故時の事故電流（大きさ，供給時間）
		FRT 要件の適用有無
		無効電力制御方式，整定値
		慣性力供給能力

電源種	設　備	諸　元
太陽光	発電プラント 制御装置	発電機・制御モデル，モデルの各種定数
風力	発電プラント 制御装置	周波数調定率設定可能範囲，不感帯設定可能範囲
		発電機の出力特性
		出力変動対策の方法
		蓄電池，ウィンドファームコントローラーの有無
		発電機・制御モデル，モデルの各種定数
蓄電池	発電プラント	蓄電容量
二次励磁機	発電プラント	拘束リアクタンス

68　昇圧用変圧器

連系系統や電圧階級によっては，短絡・地絡電流抑制対策，安定度維持対策，送電線保護リレー協調等のために，昇圧用変圧器のインピーダンス等を当社から指定させていただく場合があります。また，無電圧タップ切替器の仕様（タップ数，電圧値，調整幅等）等を指定させていただくことがあります。

69　連 絡 体 制

⑴　発電者の構内事故および系統側の事故等により，連系用遮断器が動作した場合等（サイバー攻撃により設備異常が発生し，または発生するおそれがある場合を含みます。）には，当社の給電制御所等と発電者との間で迅速かつ的確な情報連絡を行ない，速やかに必要な措置を講ずる必要があります。このため，当社の給電制御所等と発電者の技術員駐在箇所等との間に，保安通信用電話設備（専用保安通信用電話設備または電気通信事業者の専用回線電話）を設置していただきます。ただし，保安通信用電話設備は，33,000ボルト以下の特別高圧電線路と連系する場合には，次のうちのいずれかを用いることができます。

イ　専用保安通信用電話設備

ロ　電気通信事業者の専用回線電話

ハ　次の条件をすべて満たす場合においては，一般加入電話または携帯電話

⑷ 発電者側の交換機を介さず直接技術員との通話が可能な方式（交換機を介する代表番号方式ではなく，直接技術員駐在箇所へつながる単番方式）とし，発電設備等の保守監視場所に常時設置されていること。

⑸ 話中の場合に割り込みが可能な方式（キャッチホン等）であること。

⑹ 停電時においても通話可能なものであること。

⑺ 災害時等において当社の給電制御所等と連絡が取れない場合には，当社の給電制御所等との連絡が取れるまでの間，発電設備等の解列または運転を停止するよう，保安規程上明記されていること。

⑵ 特別高圧電線路と連系する場合には，当社の給電制御所等と発電者との間に，系統運用上等必要な情報が相互に交換できるようスーパービジョンおよびテレメータを設置していただきます。この場合，収集する情報は，原則として次のとおりといたします。

情報種別	情報内容
スーパービジョン	発電機並列用遮断器の開閉状態※1
	連系用遮断器の開閉状態
	連系用断路器の開閉状態
	連系送電線用接地開閉器の開閉状態
	連系用遮断器を開放する線路保護リレーの動作状態

情報種別	情報内容
テレメータ	発電機の有効電力
	発電機の無効電力
	連系する母線（引込口母線）の電圧
	引込口（受電地点）の有効電力
	引込口（受電地点）の無効電力
	代表風車地点の風向・風速※2
	発電最大能力値※3（風力発電設備の場合）

※1　慣性把握のため，系統に慣性を供給できる同期発電機は，最小単位の

発電設備１台毎に設置していただきます。

※2　ナセルで計測する風向・風速。

※3　運転可能な発電設備の定格出力（出力制約がある場合は可能な範囲でそれを考慮）の合計。ただし，困難な場合は運転可能な発電設備の台数。

70　電気現象記録装置

発電設備等の挙動等を正確に把握するため，短い周期で時刻同期のとれた電圧，電流，電力等の計測値を連続的に記録し，当社の給電制御所等へ伝送する電気現象記録装置（自動オシロ装置，高調波監視記録装置等を含みます。）を設置していただくことがあります。

71　サイバーセキュリティ対策

事業用電気工作物（発電事業の用に供するものに限ります。）は，電気事業法にもとづき，「電力制御システムセキュリティガイドライン」に準拠した対策を講じていただきます。

また，自家用電気工作物（発電事業の用に供するものおよび小規模事業用電気工作物を除きます。）に係る遠隔監視システムおよび制御システムは，「自家用電気工作物に係るサイバーセキュリティの確保に関するガイドライン」に準拠した対策を講じていただきます。

なお，上記以外の発電設備等については，サイバー攻撃による発電設備等の異常動作を防止し，または発電設備等がサイバー攻撃を受けた場合に速やかな異常の除去，影響範囲の局限化等を行なうために，次のとおり適切なサイバーセキュリティ対策を講じていただきます。

⑴　外部ネットワークや他ネットワークを通じた発電設備等の制御に係るシステムへの影響を最小化するための対策を講じること。

⑵　発電設備等の制御に係るシステムには，マルウェアの侵入防止対策を講じること。

⑶　発電設備等に関し，セキュリティ管理責任者を設置すること。

Ⅴ　負荷設備の低圧配電線との連系要件

72　力　　率

⑴　需要者は，需要場所において，電灯または小型機器を使用する供給地点の力率は，原則として，90パーセント以上，その他の機器を使用する供給地点については85パーセント以上に保持していただきます。

⑵　進相用コンデンサを取り付ける場合は，それぞれの電気機器ごとに取り付けていただきます。ただし，やむを得ない事情によって，２以上の電気機器に対して一括して取り付ける場合は，進相用コンデンサの開放により，軽負荷時の力率が進み力率とならないようにしていただきます。

なお，進相用コンデンサは，託送供給等約款別表12（進相用コンデンサ取付容量基準）を基準として取り付けていただきます。

73　保護リレーの設置

需要者は，次の原因で他者の電気の使用を妨害し，もしくは妨害するおそれがある場合，または当社もしくは他の電気事業者の電気工作物に支障を及ぼし，もしくは支障を及ぼすおそれがある場合には，必要な調整装置または保護リレーを需要場所に施設していただく等の対策を講じていただきます。

⑴　負荷の特性によって各相間の負荷が著しく平衡を欠く場合

⑵　負荷の特性によって電圧または周波数が著しく変動する場合

⑶　負荷の特性によって波形に著しいひずみを生ずる場合

⑷　著しい高周波または高調波を発生する場合

⑸　その他⑴，⑵，⑶または⑷に準ずる場合

Ⅵ　負荷設備の高圧配電線との連系要件

74　力　　率

⑴　供給地点の力率は，原則として，85パーセント以上に保持していただきます。

なお，軽負荷時には進み力率とならないようにしていただきます。

⑵　当社は，技術上必要がある場合には，進相用コンデンサの開閉をお願いすることおよび接続する進相用コンデンサ容量を協議させていただくことがあります。

75　電 力 品 質

⑴　高調波抑制対策

需要者は，高調波発生機器を用いた電気設備を使用することにより，系統に高調波電流を流出する場合で，イの条件に該当し，かつ，ロの高調波流出電流がハの高調波流出電流の上限値を超えるときは，高調波電流を抑制するために必要となる対策を実施していただきます。

イ　等価容量の合計値が50キロボルトアンペアを超える場合

ロ　系統に流出する高調波流出電流は，次の式により算出いたします。ただし，需要場所の構内に高調波流出電流を低減する設備がある場合は，その低減効果を考慮し算出することができるものといたします。

高調波流出電流

＝高調波発生機器ごとの定格運転状態において発生する高調波電流の合計値×高調波発生機器の最大の稼働率

なお，高調波流出電流は，高調波の次数ごとに合計して得た値とし，また，その対象とする高調波の次数は，40次以下といたします。

ハ　系統に流出する高調波流出電流の上限値は，高調波の次数ごとに，次の式により算出いたします。

高調波流出電流の上限値

＝受給電力１キロワット当たりの高調波流出電流の上限値

×当該需要場所の受給電力

なお，受給電力とは，原則として需要場所における接続送電サービス契約電力または臨時接続送電サービス契約電力といたします。

受給電力１キロワット当たりの高調波流出電流の上限値

（単位：ミリアンペア/キロワット）

公称電圧	5次	7次	11次	13次	17次	19次	23次	23次超過
6.6 キロボルト	3.50	2.50	1.60	1.30	1.00	0.90	0.76	0.70

⑵ 電圧フリッカ対策

需要者は，電圧フリッカ発生機器を用いた電気設備を使用する場合，10ヘルツの変動に等価換算した電圧変動ΔＶ10が基準値以内（１時間連続して測定した１分間データのΔＶ10値の内，４番目最大値が0.45ボルト以下）となるよう必要な対策を実施していただきます。

⑶ 電圧変動対策

受電用変圧器加圧時の励磁突入電流による瞬時電圧低下により，系統の電圧が常時電圧から10パーセントを超えて逸脱するおそれがある場合には，その抑制対策を実施していただきます。

なお，上記理由に関わらず，他者の電気の使用に影響を及ぼす，または影響を及ぼすおそれがある場合には，その抑制対策を実施していただきます。

76 保護協調

需要者は，需要場所における負荷設備，構内設備または系統の事故時において，事故の除去，事故範囲の局限化等を行なうために，負荷設備が連系する系統の保護リレーと協調を図り，次のとおり保護協調を実施していただきます。

⑴ 連系する系統以外の系統で事故が発生した場合には，系統から負荷設備が遮断されないこと。

⑵　需要場所における負荷設備または構内設備の事故が発生した場合には，これにともなう影響を連系する系統へ波及させないため，負荷設備または構内設備を当該系統から遮断すること。

77　保護リレーの設置

需要者は，負荷設備を系統に連系する場合は，系統の保護のため，需要場所における構内設備の短絡事故または地絡事故を検出することができる保護リレーを設置していただきます。

78　保護リレーの設置場所

保護リレーは，需要場所の供給地点または事故の検出が可能な場所に設置していただきます。

79　遮 断 箇 所

遮断箇所は，系統から需要場所の負荷設備を遮断することができ，かつ，事故を除去できる箇所としていただきます。

80　連 絡 体 制

需要者は，系統運用上必要な情報（供給用遮断器の情報といたします。）を確実に収集するために，事業所等との間に，スーパービジョンを設置していただくことがあります。

なお，供給地点における有効電力を収集するために，原則として，給電制御所等との間に，テレメータを設置していただきます。

81　サイバーセキュリティ対策

自家用電気工作物（発電事業の用に供するものおよび小規模事業用電気工作物を除きます。）に係る遠隔監視システムおよび制御システムは，「自家用電気工作物に係るサイバーセキュリティの確保に関するガイドライン」に準拠した対策を講じていただきます。

Ⅶ　負荷設備の特別高圧電線路との連系要件

82　力　　率

⑴　供給地点の力率は，原則として，85パーセント以上に保持していただきます。

なお，軽負荷時には進み力率とならないようにしていただきます。

⑵　当社は，技術上必要がある場合には，進相用コンデンサの開閉をお願いすることおよび接続する進相用コンデンサ容量を協議させていただくことがあります。

83　電 力 品 質

⑴　高調波抑制対策

需要者は，高調波発生機器を用いた電気設備を使用することにより，系統に高調波電流を流出する場合で，イまたはロの条件に該当し，かつ，ハの高調波流出電流がニの高調波流出電流の上限値を超えるときは，高調波電流を抑制するために必要となる対策を実施していただきます。

イ　22,000ボルトまたは33,000ボルトの系統に連系する場合で，等価容量の合計値が300キロボルトアンペアを超えるとき。

ロ　77,000ボルト以上の系統に連系する場合で，等価容量の合計値が2,000キロボルトアンペアを超えるとき。

ハ　系統に流出する高調波流出電流は，次の式により算出いたします。ただし，需要場所の構内に高調波流出電流を低減する設備がある場合は，その低減効果を考慮し算出することができるものといたします。

高調波流出電流

＝高調波発生機器ごとの定格運転状態において発生する高調波電流の合計値×高調波発生機器の最大の稼働率

なお，高調波流出電流は，高調波の次数ごとに合計して得た値とし，また，その対象とする高調波の次数は，40次以下といたします。

ニ　系統に流出する高調波流出電流の上限値は，高調波の次数ごとに，次の式により算出いたします。

高調波流出電流の上限値
＝受給電力１キロワット当たりの高調波流出電流の上限値
×当該需要場所の受給電力

なお，受給電力とは，原則として需要場所における接続送電サービス契約電力または臨時接続送電サービス契約電力といたします。

受給電力１キロワット当たりの高調波流出電流の上限値

（単位：ミリアンペア/キロワット）

公称電圧	5次	7次	11次	13次	17次	19次	23次	23次超過
22キロボルト	1.80	1.30	0.82	0.69	0.53	0.47	0.39	0.36
33キロボルト	1.20	0.86	0.55	0.46	0.35	0.32	0.26	0.24
77キロボルト	0.50	0.36	0.23	0.19	0.15	0.13	0.11	0.10
154キロボルト	0.25	0.18	0.11	0.09	0.07	0.06	0.05	0.05
275キロボルト	0.14	0.10	0.06	0.05	0.04	0.03	0.03	0.02

⑵　電圧フリッカ対策

需要者は，電圧フリッカ発生機器を用いた電気設備を使用する場合，10ヘルツの変動に等価換算した電圧変動ΔＶ10が基準値以内（１時間連続して測定した１分間データのΔＶ10値の内，４番目最大値が0.45ボルト以下）となるよう必要な対策を実施していただきます。

⑶　電圧変動対策

受電用変圧器加圧時の励磁突入電流による瞬時電圧低下により，系統の電圧が常時電圧から10パーセントを超えて逸脱するおそれがある場合には，その抑制対策を実施していただきます。

なお，上記理由に関わらず，他者の電気の使用に影響を及ぼす，または影響を及ぼすおそれがある場合には，その抑制対策を実施していただきます。

84　保 護 協 調

需要者は，需要場所における負荷設備，構内設備または系統の事故時において，事故の除去，事故範囲の局限化等を行なうために，負荷設備が連系する系統の保護リレーと協調を図り，次のとおり保護協調を実施していただきます。

⑴　連系する系統に事故が発生した場合で，系統保護方式に応じて必要なときには，当該系統から負荷設備を遮断すること。

⑵　連系する系統以外の系統で事故が発生した場合には，原則として系統から負荷設備が遮断されないこと。

⑶　需要場所における負荷設備または構内設備の事故が発生した場合には，これにともなう影響を連系する系統へ波及させないため，負荷設備または構内設備を当該系統から遮断すること。

85　保護リレーの設置

需要者は，負荷設備を系統に連系する場合は，系統の保護のため，次のとおり保護リレーを設置していただきます。

⑴　中性点直接接地方式の系統に連系する場合は，原則として電流差動リレーを設置していただきます。その他の中性点接地方式の系統に連系する場合で，系統の保護方式が電流差動リレーのときは，系統と同じ方式の保護リレーを設置していただきます。

⑵　154,000ボルト以上の特別高圧電線路に負荷設備を連系する場合には，需要場所における構内設備の短絡事故時または地絡事故時に高速遮断できる保護リレー（母線保護リレー等）を設置していただきます。

86　保護リレーの設置場所

保護リレーは，需要場所の供給地点または事故の検出が可能な場所に設置していただきます。

87　保護リレーの設置相数

保護リレーの設置相数は，次のとおりといたします。

⑴　地絡用電流差動リレーは零相回路に設置すること。

⑵　短絡地絡兼用電流差動リレーおよび短絡用電流差動リレーは３相に設置すること。

88　遮 断 箇 所

遮断箇所は，系統から需要場所の負荷設備を遮断することができ，かつ，事故を除去できる箇所としていただきます。

89　連 絡 体 制

⑴　需要者は，給電制御所等との間に，保安通信電話を設置していただきます。ただし，33,000ボルト以下の特別高圧電線路と連系する場合は，保安通信電話を一般加入電話，携帯電話等とすることができます。

⑵　需要者は，系統運用上必要な情報（供給用遮断器の情報といたします。）を確実に収集するために，原則として，給電制御所等との間に，スーパービジョンを設置していただきます。

なお，供給地点における有効電力を収集するために，原則として，給電制御所等との間に，テレメータを設置していただきます。

情報種別	情報内容
スーパービジョン	供給用遮断器
テレメータ	供給地点の有効電力

90　サイバーセキュリティ対策

自家用電気工作物（発電事業の用に供するものおよび小規模事業用電気工作物を除きます。）に係る遠隔監視システムおよび制御システムは，「自家用電気工作物に係るサイバーセキュリティの確保に関するガイドライン」に準拠した対策を講じていただきます。

電気事業法施行規則第 19 条第２項の規定に基づく添付書類

１　変更を必要とする理由

２　託送供給等約款の変更の内容および新旧比較表

３　工事に関する費用の負担に関する算出の根拠および決定の方法に関する説明書

関西電力送配電株式会社

１　変更を必要とする理由

変更を必要とする理由

このたび当社は，第 52 回総合資源エネルギー調査会省エネルギー・新エネルギー分科会／電力・ガス事業分科会再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会(2023 年６月 21 日開催)において，混雑緩和希望者提起による系統増強プロセス（以下「混雑緩和プロセス」といいます。）における費用負担について，系統増強を希望した発電事業者の負担を基本とした上で，混雑緩和プロセスによる系統増強が一般送配電事業者の計画している設備更新と同調できるなど，一般送配電事業者の受益と評価できる部分については，一般負担として控除する整理がなされたことおよび第 69 回広域系統整備委員会（2023 年８月９日開催）において，混雑緩和プロセスにかかる手続き，開始検討料やプロセス参加者に求める保証金について，従来の一括検討プロセスと同等に設定する整理がなされたことを踏まえ，当該内容を供給条件に反映するべく，託送供給等約款を変更することといたしました。

また，第 72 回総合資源エネルギー調査会電力・ガス事業分科会電力・ガス基本政策小委員会（2024 年３月 29 日開催）において，2025 年４月１日までに災害時の特別な措置を託送供給等約款等において規定する整理がなされたことを踏まえ，当該内容を供給条件に反映するべく，託送供給等約款を変更することといたしました。

つきましては，電気事業法第 18 条第１項の規定にもとづき，ここに託送供給等約款の変更を申請する次第であります。

２　託送供給等約款の変更の内容
および新旧比較表

託送供給等約款の変更の内容

託送供給等約款の変更につきましては，混雑緩和プロセスにおける費用負担等について整理がなされたこと，災害時の特別な措置を託送供給等約款に規定する整理がなされたことを踏まえ，必要となる変更を行なうとともに，その他の今日的見直しをいたしました。

旧	新
# 託 送 供 給 等 約 款 2024 年 10 月 1 日 実施 関西電力送配電株式会社	# 託 送 供 給 等 約 款 2025 年 4 月 1 日 実施 関西電力送配電株式会社

旧	新
託送供給等約款 **目 次**	**託送供給等約款** **目 次**
Ⅰ 総 則 Ⅰ-1	**Ⅰ 総 則** Ⅰ-1
1 適 用 Ⅰ-1	1 適 用 Ⅰ-1
2 託送供給等約款の~~届出~~および変更 Ⅰ-2	2 託送供給等約款の認可および変更 Ⅰ-2
3 定 義 Ⅰ-2	3 定 義 Ⅰ-2
4 代表契約者の選任 Ⅰ-8	4 代表契約者の選任 Ⅰ-8
5 託送供給等に関する取扱い Ⅰ-9	5 託送供給等に関する取扱い Ⅰ-9
6 単位および端数処理 Ⅰ-9	6 単位および端数処理 Ⅰ-9
7 実 施 細 目 Ⅰ-10	7 実 施 細 目 Ⅰ-10
Ⅱ 契約の申込み Ⅱ-1	**Ⅱ 契約の申込み** Ⅱ-1
8 契約の要件 Ⅱ-1	8 契約の要件 Ⅱ-1
9 検討および契約の申込み Ⅱ-6	9 検討および契約の申込み Ⅱ-6
10 契約の成立および契約期間 Ⅱ-16	10 契約の成立および契約期間 Ⅱ-16
11 託送供給等の開始 Ⅱ-17	11 託送供給等の開始 Ⅱ-17
12 供給準備その他必要な手続きのための協力 Ⅱ-17	12 供給準備その他必要な手続きのための協力 Ⅱ-17
13 電気方式，電圧および周波数 Ⅱ-18	13 電気方式，電圧および周波数 Ⅱ-18
14 発電場所および需要場所 Ⅱ-20	14 発電場所および需要場所 Ⅱ-20
15 供給および契約の単位 Ⅱ-22	15 供給および契約の単位 Ⅱ-22
16 承諾の限界 Ⅱ-27	16 承諾の限界 Ⅱ-27
17 契約書の作成 Ⅱ-27	17 契約書の作成 Ⅱ-27
Ⅲ 料 金 Ⅲ-1	**Ⅲ 料 金** Ⅲ-1
18 料 金 Ⅲ-1	18 料 金 Ⅲ-1
19 接続送電サービス Ⅲ-3	19 接続送電サービス Ⅲ-3

旧	新
20　臨時接続送電サービス Ⅲ-31	20　臨時接続送電サービス Ⅲ-31
21　予備送電サービス Ⅲ-40	21　予備送電サービス Ⅲ-40
22　系統連系受電サービス Ⅲ-43	22　系統連系受電サービス Ⅲ-43
23　発電量調整受電計画差対応電力 Ⅲ-47	23　発電量調整受電計画差対応電力 Ⅲ-47
24　接続対象計画差対応電力 Ⅲ-49	24　接続対象計画差対応電力 Ⅲ-49
25　需要抑制量調整受電計画差対応電力 Ⅲ-50	25　需要抑制量調整受電計画差対応電力 Ⅲ-50
26　給電指令時補給電力 Ⅲ-51	26　給電指令時補給電力 Ⅲ-51
Ⅳ　料金の算定および支払い Ⅳ-1	**Ⅳ　料金の算定および支払い** Ⅳ-1
27　料金の適用開始の時期 Ⅳ-1	27　料金の適用開始の時期 Ⅳ-1
28　検　　針　　日 Ⅳ-1	28　検　　針　　日 Ⅳ-1
29　料金の算定期間 Ⅳ-2	29　料金の算定期間 Ⅳ-2
30　計　　量 Ⅳ-4	30　計　　量 Ⅳ-4
31　電力および電力量の算定 Ⅳ-5	31　電力および電力量の算定 Ⅳ-5
32　損　　失　　率 ..... Ⅳ-2~~6~~	32　損　　失　　率 Ⅳ-27
33　料金の算定 ..... Ⅳ-2~~6~~	33　料金の算定 Ⅳ-27
34　支払義務の発生および支払期日 ..... Ⅳ-3~~1~~	34　支払義務の発生および支払期日 Ⅳ-32
35　料金その他の支払方法 ..... Ⅳ-3~~4~~	35　料金その他の支払方法 Ⅳ-35
36　保　　証　　金 ..... Ⅳ-3~~7~~	36　保　　証　　金 Ⅳ-38
37　連　帯　責　任 ..... Ⅳ-4~~0~~	37　連　帯　責　任 Ⅳ-41
Ⅴ　供　　給 Ⅴ-1	**Ⅴ　供　　給** Ⅴ-1
38　託送供給等の実施 Ⅴ-1	38　託送供給等の実施 Ⅴ-1
39　給電指令の実施等 Ⅴ-5	39　給電指令の実施等 Ⅴ-5
40　適正契約の保持等 ..... Ⅴ-~~10~~	40　適正契約の保持等 Ⅴ-8
41　契約超過金 ..... Ⅴ-~~11~~	41　契約超過金 Ⅴ-9
42　力率の保持 ..... Ⅴ-1~~5~~	42　力率の保持 Ⅴ-12

旧	新
43　発電場所および需要場所への立入りによる業務の実施 …… V-15	43　発電場所および需要場所への立入りによる業務の実施 …… V-13
44　託送供給等にともなう協力 …… V-16	44　託送供給等にともなう協力 …… V-14
45　託送供給等の停止 …… V-17	45　託送供給等の停止 …… V-15
46　託送供給等の停止の解除 …… V-19	46　託送供給等の停止の解除 …… V-17
47　託送供給等の停止期間中の料金 …… V-19	47　託送供給等の停止期間中の料金 …… V-17
48　違　　約　　金 …… V-19	48　違　　約　　金 …… V-17
49　損害賠償の免責 …… V-20	49　損害賠償の免責 …… V-17
50　設備の賠償 …… V-20	50　設備の賠償 …… V-18
Ⅵ　契約の変更および終了 …… VI-1	**Ⅵ　契約の変更および終了** …… VI-1
51　契約の変更 …… VI-1	51　契約の変更 …… VI-1
52　名義の変更 …… VI-3	52　名義の変更 …… VI-4
53　契約の廃止 …… VI-4	53　契約の廃止 …… VI-5
54　供給開始後の契約の消滅または変更にともなう料金および工事費の精算 …… VI-6	54　供給開始後の契約の消滅または変更にともなう料金および工事費の精算 …… VI-7
55　解　　約　　等 …… VI-12	55　解　　約　　等 …… VI-13
56　契約消滅後の債権債務関係 …… VI-14	56　契約消滅後の債権債務関係 …… VI-16
Ⅶ　受電方法および供給方法ならびに工事 …… Ⅶ-1	**Ⅶ　受電方法および供給方法ならびに工事** …… Ⅶ-1
57　受電地点，供給地点および施設 …… Ⅶ-1	57　受電地点，供給地点および施設 …… Ⅶ-1
58　架空引込線 …… Ⅶ-3	58　架空引込線 …… Ⅶ-3
59　地中引込線 …… Ⅶ-4	59　地中引込線 …… Ⅶ-4
60　連接引込線等 …… Ⅶ-6	60　連接引込線等 …… Ⅶ-6
61　中高層集合住宅等における受電方法および供給方法 …… Ⅶ-6	61　中高層集合住宅等における受電方法および供給方法 …… Ⅶ-6
62　引込線の接続 …… Ⅶ-7	62　引込線の接続 …… Ⅶ-7
63　計量器等の取付け …… Ⅶ-7	63　計量器等の取付け …… Ⅶ-7
64　通信設備等の施設 …… Ⅶ-8	64　通信設備等の施設 …… Ⅶ-8
65　専用供給設備 …… Ⅶ-9	65　専用供給設備 …… Ⅶ-9

旧	新
Ⅷ　工事費の負担 ..... Ⅷ-1 66　受電地点への供給設備の工事費負担金 ..... Ⅷ-1 67　受電用計量器等の工事費負担金 ..... Ⅷ-6 68　会社間連系設備の工事費負担金 ..... Ⅷ-~~6~~ 69　一般供給設備の工事費負担金 ..... Ⅷ-7 70　供給地点への特別供給設備の工事費負担金 ..... Ⅷ-12 71　供給地点への供給設備を変更する場合の工事費負担金 ..... Ⅷ-13 72　供給地点への特別供給設備等の工事費の算定 ..... Ⅷ-1~~3~~ 73　工事費負担金の申受けおよび精算 ..... Ⅷ-1~~6~~ 74　供給開始に至らないで契約を廃止または変更される場合の費用の申受け ..... Ⅷ-19 75　臨時工事費 ..... Ⅷ-20 76　工事費等に関する契約書の作成 ..... Ⅷ-2~~0~~ **Ⅸ　保　　安** ..... Ⅸ-1 77　保安の責任 ..... Ⅸ-1 78　保安等に対する発電者および需要者の協力 ..... Ⅸ-1 79　調　　査 ..... Ⅸ-2 80　調査等の委託 ..... Ⅸ-2 81　調査に対する需要者の協力 ..... Ⅸ-2 82　検査または工事の受託 ..... Ⅸ-3 83　自家用電気工作物 ..... Ⅸ-3 附　　則 ..... 附則-1 別　　表 別表-1	**Ⅷ　工事費の負担** ..... Ⅷ-1 66　受電地点への供給設備の工事費負担金 ..... Ⅷ-1 67　受電用計量器等の工事費負担金 ..... Ⅷ-6 68　会社間連系設備の工事費負担金 ..... Ⅷ-7 69　一般供給設備の工事費負担金 ..... Ⅷ-7 70　供給地点への特別供給設備の工事費負担金 ..... Ⅷ-12 71　供給地点への供給設備を変更する場合の工事費負担金 ..... Ⅷ-13 72　供給地点への特別供給設備等の工事費の算定 ..... Ⅷ-14 73　工事費負担金の申受けおよび精算 ..... Ⅷ-17 74　供給開始に至らないで契約を廃止または変更される場合等の費用の申受け ..... Ⅷ-19 75　臨時工事費 ..... Ⅷ-20 76　工事費等に関する契約書の作成 ..... Ⅷ-21 **Ⅸ　保　　安** ..... Ⅸ-1 77　保安の責任 ..... Ⅸ-1 78　保安等に対する発電者および需要者の協力 ..... Ⅸ-1 79　調　　査 ..... Ⅸ-2 80　調査等の委託 ..... Ⅸ-2 81　調査に対する需要者の協力 ..... Ⅸ-2 82　検査または工事の受託 ..... Ⅸ-3 83　自家用電気工作物 ..... Ⅸ-3 附　　則 ..... 附則-1 別　　表 別表-1

旧	新
Ⅰ　総　　則	**Ⅰ　総　　則**
2　託送供給等約款の~~届出~~および変更 (1)　この約款は，電気事業法第18条第~~5~~項の規定にもとづき，経済産業大臣~~に届け出た~~ものです。	**2　託送供給等約款の認可および変更** (1)　この約款は，電気事業法第18条第1項の規定にもとづき，経済産業大臣の認可を受けたものです。

旧	新
Ⅱ　契約の申込み	**Ⅱ　契約の申込み**
9　検討および契約の申込み	**9　検討および契約の申込み**
(5)　当社は，接続供給契約（受電地点〔会社間連系点の場合に限ります。〕に係る事項に限ります。）または振替供給契約について，当日等の利用分および翌日等の利用分に限り，(4)に定める様式以外で当社が指定した方法により契約者に申込みをしていただくことがあります。また，当社は，受給契約等にもとづく連系線の利用に係る事項（当社以外の一般送配電事業者の連系線の利用に係る事項を含みます。）について，当社が指定した方法により契約者に提出していただくことがあります。この場合，当該申込み方法による申込みに係る託送供給の実施または受給契約等にもとづく連系線の利用に係る事項の提出にともなって必要となる事項に関する契約（以下「契約者に係る基本契約」といいます。）を当社とあらかじめ締結していただきます。 　なお，契約者に係る基本契約の契約期間は，契約者と当社との協議が整~~った~~日から１年間とし，契約期間満了に先だって契約内容に変更がない場合は，契約期間満了後も１年ごとに同一条件で継続されるものといたします。 　また，契約者に係る基本契約で定める事項について，基本契約書を作成いたします。	(5)　当社は，接続供給契約（受電地点〔会社間連系点の場合に限ります。〕に係る事項に限ります。）または振替供給契約について，当日等の利用分および翌日等の利用分に限り，(4)に定める様式以外で当社が指定した方法により契約者に申込みをしていただくことがあります。また，当社は，受給契約等にもとづく連系線の利用に係る事項（当社以外の一般送配電事業者の連系線の利用に係る事項を含みます。）について，当社が指定した方法により契約者に提出していただくことがあります。この場合，当該申込み方法による申込みに係る託送供給の実施または受給契約等にもとづく連系線の利用に係る事項の提出にともなって必要となる事項に関する契約（以下「契約者に係る基本契約」といいます。）を当社とあらかじめ締結していただきます。 　なお，契約者に係る基本契約の契約期間は，契約者と当社との協議がととのった日から１年間とし，契約期間満了に先だって契約内容に変更がない場合は，契約期間満了後も１年ごとに同一条件で継続されるものといたします。 　また，契約者に係る基本契約で定める事項について，基本契約書を作成いたします。
(6)　当社は，受給契約等にもとづく連系線の利用に係る事項（当社以外の一般送配電事業者の連系線の利用に係る事項を含みます。）について，当社が指定した方法により発電契約者に提出していただくことがあります。この場合，受給契約等にもとづく連系線の利用に係る事項の提出にともなって必要となる事項に関する契約（以下「発電契約者に係る基本契約」といいます。）を	(6)　当社は，受給契約等にもとづく連系線の利用に係る事項（当社以外の一般送配電事業者の連系線の利用に係る事項を含みます。）について，当社が指定した方法により発電契約者に提出していただくことがあります。この場合，受給契約等にもとづく連系線の利用に係る事項の提出にともなって必要となる事項に関する契約（以下「発電契約者に係る基本契約」といいます。）を

旧	新
当社とあらかじめ締結していただきます。 なお，発電契約者に係る基本契約の契約期間は，発電契約者と当社との協議が~~整った~~日から１年間とし，契約期間満了に先だって契約内容に変更がない場合は，契約期間満了後も１年ごとに同一条件で継続されるものといたします。 また，発電契約者に係る基本契約で定める事項について，基本契約書を作成いたします。 ⑺　当社は，受給契約等にもとづく連系線の利用に係る事項（当社以外の一般送配電事業者の連系線の利用に係る事項を含みます。）について，当社が指定した方法により需要抑制契約者に提出していただくことがあります。この場合，受給契約等にもとづく連系線の利用に係る事項の提出にともなって必要となる事項に関する契約（以下「需要抑制契約者に係る基本契約」といいます。）を当社とあらかじめ締結していただきます。 なお，需要抑制契約者に係る基本契約の契約期間は，需要抑制契約者と当社との協議が~~整った~~日から１年間とし，契約期間満了に先だって契約内容に変更がない場合は，契約期間満了後も１年ごとに同一条件で継続されるものといたします。 また，需要抑制契約者に係る基本契約で定める事項について，基本契約書を作成いたします。 **15　供給および契約の単位** ⑷　発電量調整供給の場合，当社は，原則として，あらかじめ定めた発電場所（発電場所が複数ある場合は，同一の一般送配電事業者の供給設備に接続するものといたします。）および発電バランシンググループについて，１発電量調整供給契約を結びます。また，当社は，当社が特定契約	当社とあらかじめ締結していただきます。 なお，発電契約者に係る基本契約の契約期間は，発電契約者と当社との協議がととのった日から１年間とし，契約期間満了に先だって契約内容に変更がない場合は，契約期間満了後も１年ごとに同一条件で継続されるものといたします。 また，発電契約者に係る基本契約で定める事項について，基本契約書を作成いたします。 ⑺　当社は，受給契約等にもとづく連系線の利用に係る事項（当社以外の一般送配電事業者の連系線の利用に係る事項を含みます。）について，当社が指定した方法により需要抑制契約者に提出していただくことがあります。この場合，受給契約等にもとづく連系線の利用に係る事項の提出にともなって必要となる事項に関する契約（以下「需要抑制契約者に係る基本契約」といいます。）を当社とあらかじめ締結していただきます。 なお，需要抑制契約者に係る基本契約の契約期間は，需要抑制契約者と当社との協議がととのった日から１年間とし，契約期間満了に先だって契約内容に変更がない場合は，契約期間満了後も１年ごとに同一条件で継続されるものといたします。 また，需要抑制契約者に係る基本契約で定める事項について，基本契約書を作成いたします。 **15　供給および契約の単位** ⑷　発電量調整供給の場合，当社は，原則として，あらかじめ定めた発電場所（発電場所が複数ある場合は，同一の一般送配電事業者の供給設備に接続するものといたします。）および発電バランシンググループについて，１発電量調整供給契約を結びます。また，当社は，当社が特定契約

旧	新
を締結している場合（発電契約者が発電者との間で電力受給に関する契約を締結している場合を除きます。）を除き，原則として，あらかじめ定めた発電場所について，１系統連系受電契約を結びます。 　なお，低圧の受電地点に係る発電場所および当社または当社の供給区域で事業を営む配電事業者が指定する系統運用上必要な調整機能を有する発電設備等であって別途当社または当社の供給区域で事業を営む配電事業者と調整に関する契約を締結する設備（極短周期成分に対応する周波数制御用の調整機能のみを提供する場合を除きます。以下「調整電源」といいます。）に該当する発電場所は，原則として１発電バランシンググループに属するものといたします。この場合，調整電源に該当する発電場所は，原則として発電場所ごとに発電バランシンググループを設定していただきます。 　また，再生可能エネルギー発電設備（再生可能エネルギー特別措置法第２条第２項に定める再生可能エネルギー発電設備をいいます。ただし，特定契約により再生可能エネルギー電気を供給する事業に係る発電設備に限ります。）の受電地点に係る発電場所が発電バランシンググループに含まれる場合は，次のとおりといたします。 イ　附則３（発電量調整供給契約についての特別措置〔再生可能エネルギー発電設備〕）(5)または(6)に該当する場合で，インバランスリスク単価（再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則〔以下「再生可能エネルギー特別措置法施行規則」といいます。〕に定めるインバランスリスクに係る単価をいいます。）が異なる再生可能エネルギー発電設備を	を締結している場合（発電契約者が発電者との間で電力受給に関する契約を締結している場合を除きます。）を除き，原則として，あらかじめ定めた発電場所について，１系統連系受電契約を結びます。 　なお，低圧の受電地点に係る発電場所および当社または当社の供給区域で事業を営む配電事業者が指定する系統運用上必要な調整機能を有する発電設備等であって別途当社または当社の供給区域で事業を営む配電事業者と調整に関する契約を締結する設備（極短周期成分に対応する周波数制御用の調整機能のみを提供する場合を除きます。以下「調整電源」といいます。）に該当する発電場所は，原則として１発電バランシンググループに属するものといたします。この場合，調整電源に該当する発電場所は，原則として発電場所ごとに発電バランシンググループを設定していただきます。 　また，再生可能エネルギー発電設備（再生可能エネルギー特別措置法第２条第２項に定める再生可能エネルギー発電設備をいいます。ただし，特定契約により再生可能エネルギー電気を供給する事業に係る発電設備等に限ります。）の受電地点に係る発電場所が発電バランシンググループに含まれる場合は，次のとおりといたします。 イ　附則３（発電量調整供給契約についての特別措置〔再生可能エネルギー発電設備〕）(5)または(6)に該当する場合で，インバランスリスク単価（再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則〔以下「再生可能エネルギー特別措置法施行規則」といいます。〕に定めるインバランスリスクに係る単価をいいます。）が異なる再生可能エネルギー発電設備を

旧	新
あわせて使用されるときは，同一の特定契約に係って受電する電気のみに係る発電バランシンググループ（以下「特例発電バランシンググループ」といいます。）に含まれる再生可能エネルギー発電設備に適用されるインバランスリスク単価が同一となるように特例発電バランシンググループを設定していただきます。 ロ　附則３（発電量調整供給契約についての特別措置〔再生可能エネルギー発電設備〕）⑸の適用を受ける再生可能エネルギー発電設備の受電地点に係る発電場所は，原則として発電量調整受電計画差対応補給電力料金単価等が異なる複数のバランシンググループに属することはできないものといたします。 ハ　当社または特定送配電事業者の再生可能エネルギー電気卸供給約款にもとづき指定した再生可能エネルギー発電設備から電気を調達する場合，当社または特定送配電事業者の再生可能エネルギー電気卸供給約款にもとづき指定した再生可能エネルギー発電設備とそれ以外の再生可能エネルギー発電設備とが共に含まれないように発電バランシンググループを設定していただきます。この場合，再生可能エネルギー電気卸供給約款に係る発電場所は，１発電量調整供給契約に属するものといたします。	あわせて使用されるときは，同一の特定契約に係って受電する電気のみに係る発電バランシンググループ（以下「特例発電バランシンググループ」といいます。）に含まれる再生可能エネルギー発電設備に適用されるインバランスリスク単価が同一となるように特例発電バランシンググループを設定していただきます。 ロ　附則３（発電量調整供給契約についての特別措置〔再生可能エネルギー発電設備〕）⑸の適用を受ける再生可能エネルギー発電設備の受電地点に係る発電場所は，原則として発電量調整受電計画差対応補給電力料金単価等が異なる複数のバランシンググループに属することはできないものといたします。 ハ　当社または特定送配電事業者の再生可能エネルギー電気卸供給約款にもとづき指定した再生可能エネルギー発電設備から電気を調達する場合，当社または特定送配電事業者の再生可能エネルギー電気卸供給約款にもとづき指定した再生可能エネルギー発電設備とそれ以外の再生可能エネルギー発電設備とが共に含まれないように発電バランシンググループを設定していただきます。この場合，再生可能エネルギー電気卸供給約款に係る発電場所は，１発電量調整供給契約に属するものといたします。

旧	新

Ⅲ　料　　金

19　接続送電サービス

⑷　１年間を通じての最大需要電力等が夜間時間に発生する場合の取扱い

高圧または特別高圧で供給する場合で，需要者が昼間時間から夜間時間への負荷移行を行なった結果，１年間を通じての最大需要電力等が夜間時間に発生し，かつ，契約者が標準接続送電サービスまたは時間帯別接続送電サービスの適用を受け，契約者と当社との協議が~~整った~~ときのその供給地点の各月の接続送電サービス料金は，⑶によって算定された金額から，イによって算定された金額（以下「ピークシフト割引額」といいます。）を差し引いたものといたします。

イ　ピークシフト割引額

ピークシフト割引額は，１月につき次の式により算定された金額といたします。ただし，まったく電気を使用しない場合（21〔予備送電サービス〕によって電気を使用した場合を除きます。）のピークシフト割引額は，半額といたします。

~~ピークシフト割引額＝次に定める割引単価×ハに定めるピークシフト電力~~

ピークシフト電力１キロワットにつき	高圧で供給する場合	397円　10銭
	特別高圧で供給する場合	264円　00銭

Ⅲ　料　　金

19　接続送電サービス

⑷　１年間を通じての最大需要電力等が夜間時間に発生する場合の取扱い

高圧または特別高圧で供給する場合で，需要者が昼間時間から夜間時間への負荷移行を行なった結果，１年間を通じての最大需要電力等が夜間時間に発生し，かつ，契約者が標準接続送電サービスまたは時間帯別接続送電サービスの適用を受け，契約者と当社との協議がととのったときのその供給地点の各月の接続送電サービス料金は，⑶によって算定された金額から，イによって算定された金額（以下「ピークシフト割引額」といいます。）を差し引いたものといたします。

イ　ピークシフト割引額

ピークシフト割引額は，１月につき次の式により算定された金額といたします。ただし，まったく電気を使用しない場合（21〔予備送電サービス〕によって電気を使用した場合を除きます。）のピークシフト割引額は，半額といたします。

ピークシフト割引額

＝次に定める割引単価×ハに定めるピークシフト電力

ピークシフト電力１キロワットにつき	高圧で供給する場合	397円　10銭
	特別高圧で供給する場合	264円　00銭

旧	新
ロ　昼間時間最大電力 １年間を通じての昼間時間における最大の接続供給電力（以下「昼間時間最大電力」といいます。）は，需要場所における負荷設備および受電設備の内容，１年間を通じての昼間時間における最大の負荷，同一業種の負荷率，操業度等を基準として，契約者と当社との協議~~（分割接続供給の場合は，それぞれの契約者に係る昼間時間最大電力とあわせて，33〔料金の算定〕⑿にもとづき料金の調整を行なうために，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用したときの昼間時間最大電力を双方の契約者と当社との協議によって定めます。）~~により，適用の対象とする供給地点ごとに定めます。ただし，⑵イによって接続送電サービス契約電力を定める場合の昼間時間最大電力は，１年を通じての昼間時間における接続供給電力（分割接続供給の場合は，33〔料金の算定〕⑿にもとづき料金の調整を行なうために，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用したときの接続供給電力は仕訳前の~~接続供給~~電力量によって算定いたします。）の最大値といたします。また，⑵ニによって接続送電サービス契約電力を定める場合で，需要者の発電設備の検査，補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気の供給分以外の供給分について，⑵イに準じて値を定めるときの昼間時間最大電力は，昼間時間における30分ごとの接続供給電力量からその30分の当該電気の使用分（契約者と当社との協議によりあらかじめ定めた方法によって算定いたします。）を差し引いた値を２倍した値~~（分割接続供給の場合は，33〔料金の算定〕⑿にもとづき料金の調整を行なうために，１供給地点につき，１接続~~	ロ　昼間時間最大電力 １年間を通じての昼間時間における最大の接続供給電力（以下「昼間時間最大電力」といいます。）は，需要場所における負荷設備および受電設備の内容，１年間を通じての昼間時間における最大の負荷，同一業種の負荷率，操業度等を基準として，契約者と当社との協議により，適用の対象とする供給地点ごとに定めます。また，分割接続供給の場合は，それぞれの契約者に係る昼間時間最大電力とあわせて，33（料金の算定）⑿にもとづき料金の調整を行なうために，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用したときの昼間時間最大電力を双方の契約者と当社との協議によって定めます。ただし，⑵イによって接続送電サービス契約電力を定める場合の昼間時間最大電力は，１年を通じての昼間時間における接続供給電力（分割接続供給の場合は，33〔料金の算定〕⑿にもとづき料金の調整を行なうために，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用したときの接続供給電力は仕訳前の電力量によって算定いたします。）の最大値といたします。また，⑵ニによって接続送電サービス契約電力を定める場合で，需要者の発電設備の検査，補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気の供給分以外の供給分について，⑵イに準じて値を定めるときの昼間時間最大電力は，昼間時間における30分ごとの接続供給電力量（分割接続供給の場合は，33〔料金の算定〕⑿にもとづき料金の調整を行なうために，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用したときの接続供給電力量は仕訳前の電力量といたします。）からその30分の当該電気の使用分（契約者と当社との協議によりあらかじ

旧	新
~~送電サービスを適用したときの昼間時間最大電力は仕訳前の接続供給電力量によって算定いたします。）~~の１年を通じての最大値に，⑵ニで原則として需要者の発電設備の容量を基準として契約者と当社との協議によって定めた値を加えたものといたします。 ハ　ピークシフト電力 ピークシフト電力は，需要者の負荷移行により昼間時間から夜間時間に移行された増分電力をいい，適用の対象とする供給地点ごとに，１月につき次のとおり算定いたします。また，分割接続供給の場合は，それぞれの契約者に係るピークシフト電力とあわせて，33（料金の算定）⑿にもとづき料金の調整を行なうために，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用したときのピークシフト電力を，１月につき次のとおり算定いたします。 なお，⑵イによって接続送電サービス契約電力を定める場合は，次の式における適用の対象とする供給地点の接続送電サービス契約電力は，当該供給地点の１年を通じての夜間時間における最大需要電力等といたします。	め定めた方法によって算定いたします。）を差し引いた値を２倍した値の１年を通じての最大値に，⑵ニで原則として需要者の発電設備の容量を基準として契約者と当社との協議によって定めた値を加えたものといたします。 ハ　ピークシフト電力 ピークシフト電力は，需要者の負荷移行により昼間時間から夜間時間に移行された増分電力をいい，適用の対象とする供給地点ごとに，１月につき次のとおり算定いたします。また，分割接続供給の場合は，それぞれの契約者に係るピークシフト電力とあわせて，33（料金の算定）⑿にもとづき料金の調整を行なうために，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用したときのピークシフト電力を，１月につき次のとおり算定いたします。 なお，⑵イによって接続送電サービス契約電力を定める場合は，次の式における適用の対象とする供給地点の接続送電サービス契約電力は，当該供給地点の１年を通じての夜間時間における最大需要電力等といたします。

旧	新
また，⑵ニによって接続送電サービス契約電力を定める場合で，需要者の発電設備の検査，補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気の供給分以外の供給分について，⑵イに準じて値を定めるときは，次の式における適用の対象とする供給地点の接続送電サービス契約電力は，当該供給地点の夜間時間における30分ごとの接続供給電力量からその30分の当該不足電力の補給にあてるための電気の使用分（契約者と当社との協議によりあらかじめ定めた方法によって算定いたします。）を差し引いた値を２倍した値の１年を通じての最大値に，⑵ニで原則として需要者の発電設備の容量を基準として契約者と当社との協議によって定めた値を加えたものといたします。 ~~ピークシフト電力 ＝ 適用の対象とする供給地点の接続送電サービス契約電力 － 当該供給地点の昼間時間最大電力~~	また，⑵ニによって接続送電サービス契約電力を定める場合で，需要者の発電設備の検査，補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気の供給分以外の供給分について，⑵イに準じて値を定めるときは，次の式における適用の対象とする供給地点の接続送電サービス契約電力は，当該供給地点の夜間時間における30分ごとの接続供給電力量からその30分の当該不足電力の補給にあてるための電気の使用分（契約者と当社との協議によりあらかじめ定めた方法によって算定いたします。）を差し引いた値を２倍した値の１年を通じての最大値に，⑵ニで原則として需要者の発電設備の容量を基準として契約者と当社との協議によって定めた値を加えたものといたします。 ピークシフト電力 ＝適用の対象とする供給地点の接続送電サービス契約電力 －当該供給地点の昼間時間最大電力

旧	新
なお，各月の昼間時間における接続供給電力の最大値の実績等から，ピークシフト電力が不適当と認められる場合には，すみやかに昼間時間最大電力を修正のうえ，ピークシフト電力を適正なものに変更していただきます。	なお，各月の昼間時間における接続供給電力の最大値の実績等から，ピークシフト電力が不適当と認められる場合には，すみやかに昼間時間最大電力を修正のうえ，ピークシフト電力を適正なものに変更していただきます。
ニ　１年間を通じて夜間時間に最大需要電力等が発生しないことが明らかになった場合等については，この取扱いの適用をただちに解消いたします。	ニ　１年間を通じて夜間時間に最大需要電力等が発生しないことが明らかになった場合等については，この取扱いの適用をただちに解消いたします。
なお，それがこの取扱い適用後１年に満たない場合は，既に適用したピークシフト割引額の合計金額をこの取扱いの適用が解消された月の接続送電サービス料金に加算したものをその月の接続送電サービス料金として算定いたします。	なお，それがこの取扱い適用後１年に満たない場合は，既に適用したピークシフト割引額の合計金額をこの取扱いの適用が解消された月の接続送電サービス料金に加算したものをその月の接続送電サービス料金として算定いたします。
また，この取扱いの適用が解消された後１年に満たない場合は，この取扱いを適用いたしません。	また，この取扱いの適用が解消された後１年に満たない場合は，この取扱いを適用いたしません。
22　系統連系受電サービス	**22　系統連系受電サービス**
⑵　系統連系受電課金対象電力	⑵　系統連系受電課金対象電力
各月の系統連系受電課金対象電力は，次によって受電地点ごとに，発電バランシンググループごとに定めます。	各月の系統連系受電課金対象電力は，次によって受電地点ごとに，発電バランシンググループごとに定めます。
イ　発電場所が１発電バランシンググループに属している場合	イ　発電場所が１発電バランシンググループに属している場合
㈠　発電設備等に係る供給地点において電灯定額接続送電サービスが適用されている場合 系統連系受電課金対象電力は，同時最大受電電力といたします。	㈠　発電設備等に係る供給地点において電灯定額接続送電サービスが適用されている場合 系統連系受電課金対象電力は，同時最大受電電力といたします。

㈡　㈠以外の場合 系統連系受電課金対象電力は，同時最大受電電力から発電設備等に係る供給地点におけるその１月の接続送電サービス契約電力（発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は，１接続送電サービスを適用したときのその１月の接続送電サービス契約電力といたします。）を差し引いた値といたします。ただし，差し引いた値が零を下回る場合の系統連系受電課金対象電力は，零といたします。 ロ　発電場所が複数の発電バランシンググループに属している場合 ㈠　発電設備等に係る供給地点において電灯定額接続送電サービスが適用されている場合 発電バランシンググループごとの系統連系受電課金対象電力は，同時最大受電電力を契約受電電力の比であん分してえた値といたします。 ㈡　㈠以外の場合 発電バランシンググループごとの系統連系受電課金対象電力は，同時最大受電電力を契約受電電力の比であん分してえた値から，発電設備等に係る供給地点のその１月の接続送電サービス契約電力（発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は，１接続送電サービスを適用したときのその１月の接続送電サービス契約電力といたします。）を契約受電電力の比であん分してえた値を差し引いた値といたします。ただし，差し引いた値が零を下回る場合の系統連系受電課金対象電力は，零といたします。 ハ　イおよびロにおいて，系統連系受電課金対象電力の算定上，次のものについても接続送電サービス契約電力１キロワットとみなします。	㈡　㈠以外の場合 系統連系受電課金対象電力は，同時最大受電電力から発電設備等に係る供給地点におけるその１月の接続送電サービス契約電力（発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は，１接続送電サービスを適用したときのその１月の接続送電サービス契約電力といたします。）を差し引いた値といたします。ただし，差し引いた値が零を下回る場合の系統連系受電課金対象電力は，零といたします。 ロ　発電場所が複数の発電バランシンググループに属している場合 ㈠　発電設備等に係る供給地点において電灯定額接続送電サービスが適用されている場合 発電バランシンググループごとの系統連系受電課金対象電力は，同時最大受電電力を契約受電電力の比であん分してえた値といたします。 ㈡　㈠以外の場合 発電バランシンググループごとの系統連系受電課金対象電力は，同時最大受電電力を契約受電電力の比であん分してえた値から，発電設備等に係る供給地点のその１月の接続送電サービス契約電力（発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は，１接続送電サービスを適用したときのその１月の接続送電サービス契約電力といたします。）を契約受電電力の比であん分してえた値を差し引いた値といたします。ただし，差し引いた値が零を下回る場合の系統連系受電課金対象電力は，零といたします。 ハ　イおよびロにおいて，系統連系受電課金対象電力の算定上，次のものについても接続送電サービス契約電力１キロワットとみなします。

㈠　臨時接続送電サービス契約電力（発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は，１臨時接続送電サービスを適用したときの臨時接続送電サービス契約電力といたします。）１キロワット	㈠　臨時接続送電サービス契約電力（発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は，１臨時接続送電サービスを適用したときの臨時接続送電サービス契約電力といたします。）１キロワット
㈡　接続送電サービス契約容量または臨時接続送電サービス契約容量１キロボルトアンペア	㈡　接続送電サービス契約容量または臨時接続送電サービス契約容量１キロボルトアンペア
㈢　電灯臨時定額接続送電サービスにおける契約負荷設備の総容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，各契約負荷設備ごとに別表４〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）１キロボルトアンペア ただし，電灯臨時定額接続送電サービスにおける契約負荷設備の総容量の端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。	㈢　電灯臨時定額接続送電サービスにおける契約負荷設備の総容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，各契約負荷設備ごとに別表４〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）１キロボルトアンペア ただし，電灯臨時定額接続送電サービスにおける契約負荷設備の総容量の端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。
㈣　附則２（揚水発電設備等が設置された需要場所に接続供給を行なう場合の特別措置）の適用を受けている場合の接続供給課金対象電力（揚水発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は，１接続送電サービスまたは１臨時接続送電サービスを適用したときの接続供給課金対象電力といたします。）１キロワット	㈣　附則２（揚水発電設備等が設置された需要場所に接続供給を行なう場合の特別措置）の適用を受けている場合の接続供給課金対象電力（揚水発電設備または蓄電池〔以下「揚水発電設備等」といいます。〕に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は，１接続送電サービスまたは１臨時接続送電サービスを適用したときの接続供給課金対象電力といたします。）１キロワット

旧	新
Ⅳ　料金の算定および支払い	**Ⅳ　料金の算定および支払い**
31　電力および電力量の算定	**31　電力および電力量の算定**
⑽　接続対象電力量	⑽　接続対象電力量
接続対象電力量は，30分ごとに，イまたはロによって算定された値（供給地点が複数ある場合はその合計といたします。）といたします。	接続対象電力量は，30分ごとに，イまたはロによって算定された値（供給地点が複数ある場合はその合計といたします。）といたします。
イ　需要場所が需要抑制バランシンググループに属さない場合または需要場所が需要抑制バランシンググループに属する場合で需要抑制契約者があらかじめ通知した⑯の需要抑制量調整受電計画電力量が零となるときは，次の式により算定された値といたします。	イ　需要場所が需要抑制バランシンググループに属さない場合または需要場所が需要抑制バランシンググループに属する場合で需要抑制契約者があらかじめ通知した⑯の需要抑制量調整受電計画電力量が零となるときは，次の式により算定された値といたします。
接続対象電力量＝$\dfrac{\text{接続供給電力量}}{1-\text{損失率（32〔損失率〕に定める損失率といたします。）}}$	接続対象電力量＝$\dfrac{\text{接続供給電力量}}{1-\text{損失率（32〔損失率〕に定める損失率といたします。）}}$
ロ　需要抑制契約者があらかじめ通知した⑯の需要抑制量調整受電計画電力量が零をこえる場合は，あらかじめ定めた㈠または㈡により算定された値といたします。	ロ　需要抑制契約者があらかじめ通知した⑯の需要抑制量調整受電計画電力量が零をこえる場合は，あらかじめ定めた㈠または㈡により算定された値といたします。
㈠　需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量および需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量の算定方法として，⑭イを適用している場合は，次のａまたはｂによって算定された値といたします。	㈠　需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量および需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量の算定方法として，⑭イを適用している場合は，次のａまたはｂによって算定された値といたします。
ａ　１ベースラインに係る需要場所を単一とする場合	ａ　１ベースラインに係る需要場所を単一とする場合
(a)　当該需要場所に係る供給地点で計量された接続供給電力量を損失率で修正した値が，ベースラインを上回る場合	(a)　当該需要場所に係る供給地点で計量された接続供給電力量を損失率で修正した値が，ベースラインを上回る場合
接続対象電力量＝$\dfrac{\text{接続供給電力量}}{1-\text{損失率（32〔損失率〕に定める損失率といたします。）}}-\text{需要抑制量調整受電計画電力量}$	接続対象電力量＝$\dfrac{\text{接続供給電力量}}{1-\text{損失率（32〔損失率〕に定める損失率といたします。）}}-\text{需要抑制量調整受電計画電力量}$

旧	新
(b)　当該需要場所に係る供給地点で計量された接続供給電力量を損失率で修正した値が，ベースラインと一致またはベースラインを下回り，かつ，ベースラインから需要抑制量調整受電計画電力量を差し引いた値と一致またはベースラインから需要抑制量調整受電計画電力量を差し引いた値を上回る場合 接続対象電力量＝ベースライン－需要抑制量調整受電計画電力量 (c)　当該需要場所に係る供給地点で計量された接続供給電力量を損失率で修正した値が，ベースラインから需要抑制量調整受電計画電力量を差し引いた値を下回る場合 $\text{接続対象電力量} = \dfrac{\text{接続供給電力量}}{1-\text{損失率（32〔損失率〕に定める損失率といたします。）}}$ b　１ベースラインに係る需要場所を複数とする場合 (a)　当該需要場所に係る供給地点で計量された接続供給電力量を損失率で修正した値の合計値が，ベースラインを上回る場合 ~~接続対象電力量＝ 当該需要場所に係る(d)によって算定された値の合計値 － 需要抑制量調整受電計画電力量~~ (b)　当該需要場所に係る供給地点で計量された接続供給電力量を損失率で修正した値の合計値が，ベースラインと一致またはベースラインを下回り，かつ，ベースラインから需要抑制量調整受電計画電力量を差し引いた値と一致またはベースラインから需要抑制量調整受電計画電力量を差し引いた値を上回る場合 接続対象電力量＝ベースライン－需要抑制量調整受電計画電力量	(b)　当該需要場所に係る供給地点で計量された接続供給電力量を損失率で修正した値が，ベースラインと一致またはベースラインを下回り，かつ，ベースラインから需要抑制量調整受電計画電力量を差し引いた値と一致またはベースラインから需要抑制量調整受電計画電力量を差し引いた値を上回る場合 接続対象電力量＝ベースライン－需要抑制量調整受電計画電力量 (c)　当該需要場所に係る供給地点で計量された接続供給電力量を損失率で修正した値が，ベースラインから需要抑制量調整受電計画電力量を差し引いた値を下回る場合 $\text{接続対象電力量} = \dfrac{\text{接続供給電力量}}{1-\text{損失率（32〔損失率〕に定める損失率といたします。）}}$ b　１ベースラインに係る需要場所を複数とする場合 (a)　当該需要場所に係る供給地点で計量された接続供給電力量を損失率で修正した値の合計値が，ベースラインを上回る場合 接続対象電力量 ＝当該需要場所に係る(d)によって算定された値の合計値 －需要抑制量調整受電計画電力量 (b)　当該需要場所に係る供給地点で計量された接続供給電力量を損失率で修正した値の合計値が，ベースラインと一致またはベースラインを下回り，かつ，ベースラインから需要抑制量調整受電計画電力量を差し引いた値と一致またはベースラインから需要抑制量調整受電計画電力量を差し引いた値を上回る場合 接続対象電力量＝ベースライン－需要抑制量調整受電計画電力量

(c)　当該需要場所に係る供給地点で計量された接続供給電力量を損失率で修正した値の合計値が，ベースラインから需要抑制量調整受電計画電力量を差し引いた値を下回る場合 ~~接続対象電力量＝ 当該需要場所に係る(d)によって算定された値の合計値~~ (d)　(a)および(c)にいう(d)によって算定された値とは，次の式により算定された値といたします。 $\frac{\text{接続供給電力量}}{1-\text{損失率（32〔損失率〕に定める損失率といたします。）}}$ (ロ)　需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量および需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量の算定方法として，(14)ロを適用している場合は，次の式により算定された値といたします。 接続対象電力量＝ベースライン－需要抑制量調整受電計画電力量 (20)　発電量調整受電計画差対応補給電力量 発電量調整受電計画差対応補給電力量は，発電バランシンググループごとにイまたはロによって算定された値の合計といたします。 イ　発電量調整供給に係る発電設備等が調整電源に該当する場合で，(2)イにより計量された30分ごとの発電量調整受電電力量が(4)イにより通知されたその30分における発電量調整受電計画電力量を下回るときに，30分ごとに，次の式により算定された値といたします。ただし，発電量調整受電計画差対応補給電力量の算定上，調整電源の故障等が発生した場合を除き，(2)イにかかわらず，その30分ごとの発電量調整受電計画電力量をその30分ごとの発電量調整受電電力量とみなします。 ~~発電量調整受電計画差対応補給電力量 ＝ 発電量調整受電計画電力量 － 発電量調整受電電力量~~	(c)　当該需要場所に係る供給地点で計量された接続供給電力量を損失率で修正した値の合計値が，ベースラインから需要抑制量調整受電計画電力量を差し引いた値を下回る場合 接続対象電力量 ＝当該需要場所に係る(d)によって算定された値の合計値 (d)　(a)および(c)にいう(d)によって算定された値とは，次の式により算定された値といたします。 $\frac{\text{接続供給電力量}}{1-\text{損失率（32〔損失率〕に定める損失率といたします。）}}$ (ロ)　需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量および需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量の算定方法として，(14)ロを適用している場合は，次の式により算定された値といたします。 接続対象電力量＝ベースライン－需要抑制量調整受電計画電力量 (20)　発電量調整受電計画差対応補給電力量 発電量調整受電計画差対応補給電力量は，発電バランシンググループごとにイまたはロによって算定された値の合計といたします。 イ　発電量調整供給に係る発電設備等が調整電源に該当する場合で，(2)イにより計量された30分ごとの発電量調整受電電力量が(4)イにより通知されたその30分における発電量調整受電計画電力量を下回るときに，30分ごとに，次の式により算定された値といたします。ただし，発電量調整受電計画差対応補給電力量の算定上，調整電源の故障等が発生した場合を除き，(2)イにかかわらず，その30分ごとの発電量調整受電計画電力量をその30分ごとの発電量調整受電電力量とみなします。 発電量調整受電計画差対応補給電力量 ＝発電量調整受電計画電力量－発電量調整受電電力量

ロ　発電量調整供給に係る発電設備等が調整電源に該当しない場合は，次の(ｲ)，(ﾛ)および(ﾊ)によって算定された値といたします。	ロ　発電量調整供給に係る発電設備等が調整電源に該当しない場合は，次の(ｲ)，(ﾛ)および(ﾊ)によって算定された値といたします。
(ｲ)　(2)ロにより計量された30分ごとの発電量調整受電電力量が(4)ロにより通知されたその30分における発電量調整受電計画電力量を下回る場合に，30分ごとに，次の式により算定された値といたします。 ~~発電量調整受電計画差対応補給電力量 ＝ 発電量調整受電計画電力量 － 発電量調整受電電力量~~	(ｲ)　(2)ロにより計量された30分ごとの発電量調整受電電力量が(4)ロにより通知されたその30分における発電量調整受電計画電力量を下回る場合に，30分ごとに，次の式により算定された値といたします。 発電量調整受電計画差対応補給電力量 ＝発電量調整受電計画電力量－発電量調整受電電力量
(ﾛ)　次の場合で，給電指令時補給を行なったときは，発電量調整受電計画差対応補給電力量の算定上，(2)ロにかかわらず，当該発電設備等の30分ごとの発電量調整受電計画電力量を当該受電地点における30分ごとの発電量調整受電電力量とみなします。この場合，当該発電設備等の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量の算定上，当該受電地点のみによる発電バランシンググループが設定されているとみなし，その発電量調整受電計画差対応補給電力量は，30分ごとに，次の式により算定された値といたします。 ~~発電量調整受電計画差対応補給電力量 ＝ 発電量調整受電計画電力量 － 発電量調整受電電力量~~	(ﾛ)　次の場合で，給電指令時補給を行なったときは，発電量調整受電計画差対応補給電力量の算定上，(2)ロにかかわらず，当該発電設備等の30分ごとの発電量調整受電計画電力量を当該受電地点における30分ごとの発電量調整受電電力量とみなします。この場合，当該発電設備等の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量の算定上，当該受電地点のみによる発電バランシンググループが設定されているとみなし，その発電量調整受電計画差対応補給電力量は，30分ごとに，次の式により算定された値といたします。 発電量調整受電計画差対応補給電力量 ＝発電量調整受電計画電力量－発電量調整受電電力量
a　当社が指定する要件を有する発電設備等であって別途当社と給電指令時補給電力料金に関する契約を締結する設備に対して出力の抑制を実施した場合	a　当社が指定する要件を有する発電設備等であって別途当社と給電指令時補給電力料金に関する契約を締結する設備に対して出力の抑制を実施した場合
b　39（給電指令の実施等）(2)イの場合で，原則として30分ごとの実需給の開始時刻の１時間前以降に発電量調整供給に係る発電設備等に対してあらかじめ当社が指定した送電線１回線，変圧器１台その他の電力設備の単一故障の発生時に保護装置により行なわれるすみやかな発電抑制または発電遮断（以下「Ｎ－１電制」といいます。）を実施したとき。	b　39（給電指令の実施等）(2)イの場合で，原則として30分ごとの実需給の開始時刻の１時間前以降に発電量調整供給に係る発電設備等に対してあらかじめ当社が指定した送電線１回線，変圧器１台その他の電力設備の単一故障の発生時に保護装置により行なわれるすみやかな発電抑制または発電遮断（以下「Ｎ－１電制」といいます。）を実施したとき。

c　39（給電指令の実施等）⑵ホの場合で，発電量調整供給に係る発電設備等に対して出力の抑制を実施したとき。	c　39（給電指令の実施等）⑵ホの場合で，発電量調整供給に係る発電設備等に対して出力の抑制を実施したとき。
d　39（給電指令の実施等）⑵への場合で，ファーム電源に対して出力の抑制を実施したとき。	d　39（給電指令の実施等）⑵への場合で，ファーム電源に対して出力の抑制を実施したとき。
㈠　次の場合で，給電指令時補給を行なったときは，発電量調整受電計画差対応補給電力量の算定上，⑵ロにかかわらず，当該発電設備等の30分ごとの発電量調整受電計画電力量を当該受電地点における30分ごとの発電量調整受電電力量とみなします。この場合，当該発電設備等の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量の算定上，当該受電地点のみによる発電バランシンググループが設定されているとみなし，その発電量調整受電計画差対応補給電力量は，30分ごとに，次により算定された値といたします。	㈠　次の場合で，給電指令時補給を行なったときは，発電量調整受電計画差対応補給電力量の算定上，⑵ロにかかわらず，当該発電設備等の30分ごとの発電量調整受電計画電力量を当該受電地点における30分ごとの発電量調整受電電力量とみなします。この場合，当該発電設備等の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量の算定上，当該受電地点のみによる発電バランシンググループが設定されているとみなし，その発電量調整受電計画差対応補給電力量は，30分ごとに，次により算定された値といたします。
a　39（給電指令の実施等）⑵イ，ロ，ハまたはトの場合の給電指令等および39（給電指令の実施等）⑵ホの場合の給電指令等により，同時に出力の抑制を実施した場合	a　39（給電指令の実施等）⑵イ，ロ，ハまたはトの場合の給電指令等および39（給電指令の実施等）⑵ホの場合の給電指令等により，同時に出力の抑制を実施した場合
(a)　発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が，39（給電指令の実施等）⑵ホによる出力抑制対象電力量（39〔給電指令の実施等〕⑵ホの場合の出力の抑制に係る電力量をいいます。）を下回る場合	(a)　発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が，39（給電指令の実施等）⑵ホによる出力抑制対象電力量（39〔給電指令の実施等〕⑵ホの場合の出力の抑制に係る電力量をいいます。）を下回る場合
39（給電指令の実施等）⑵ホによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，次の式により算定された値とし，39（給電指令の実施等）⑵イ，ロ，ハまたはトによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，零といたします。	39（給電指令の実施等）⑵ホによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，次の式により算定された値とし，39（給電指令の実施等）⑵イ，ロ，ハまたはトによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，零といたします。
~~発電量調整受電計画差対応補給電力量 ＝ 発電量調整受電計画電力量 － 発電量調整受電電力量~~	発電量調整受電計画差対応補給電力量 ＝発電量調整受電計画電力量－発電量調整受電電力量

(b)　発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が，39（給電指令の実施等）(2)ホによる出力抑制対象電力量と一致または上回る場合 39（給電指令の実施等）(2)ホによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，39（給電指令の実施等）(2)ホによる出力抑制対象電力量とし，39（給電指令の実施等）(2)イ，ロ，ハまたはトによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，次の式により算定された値といたします。 ~~発電量調整受電計画差対応補給電力量 ＝ 発電量調整受電計画電力量 － 39（給電指令の実施等）(2)ホによる出力抑制対象電力量 － 発電量調整受電電力量~~	(b)　発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が，39（給電指令の実施等）(2)ホによる出力抑制対象電力量と一致または上回る場合 39（給電指令の実施等）(2)ホによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，39（給電指令の実施等）(2)ホによる出力抑制対象電力量とし，39（給電指令の実施等）(2)イ，ロ，ハまたはトによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，次の式により算定された値といたします。 発電量調整受電計画差対応補給電力量 ＝発電量調整受電計画電力量 －39（給電指令の実施等）(2)ホによる出力抑制対象電力量 －発電量調整受電電力量
b　ファーム電源に対して，39（給電指令の実施等）(2)イ，ロ，ハまたはトの場合の給電指令等および39（給電指令の実施等）(2)への場合の給電指令等により，同時に出力の抑制を実施した場合 (a)　発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が，39（給電指令の実施等）(2)へによる出力抑制対象電力量（39〔給電指令の実施等〕(2)への場合の出力の抑制に係る電力量をいいます。）を下回る場合 39（給電指令の実施等）(2)へによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，次の式により算定された値とし，39（給電指令の実施等）(2)イ，ロ，ハまたはトによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，零といたします。 ~~発電量調整受電計画差対応補給電力量 ＝ 発電量調整受電計画電力量 － 発電量調整受電電力量~~	b　ファーム電源に対して，39（給電指令の実施等）(2)イ，ロ，ハまたはトの場合の給電指令等および39（給電指令の実施等）(2)への場合の給電指令等により，同時に出力の抑制を実施した場合 (a)　発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が，39（給電指令の実施等）(2)へによる出力抑制対象電力量（39〔給電指令の実施等〕(2)への場合の出力の抑制に係る電力量をいいます。）を下回る場合 39（給電指令の実施等）(2)へによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，次の式により算定された値とし，39（給電指令の実施等）(2)イ，ロ，ハまたはトによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，零といたします。 発電量調整受電計画差対応補給電力量 ＝発電量調整受電計画電力量－発電量調整受電電力量

(b)　発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が，39（給電指令の実施等）(2)ヘによる出力抑制対象電力量と一致または上回る場合

39（給電指令の実施等）(2)ヘによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，39（給電指令の実施等）(2)ヘによる出力抑制対象電力量とし，39（給電指令の実施等）(2)イ，ロ，ハまたはトによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，次の式により算定された値といたします。

~~発電量調整受電計画差対応補給電力量 ＝ 発電量調整受電計画電力量 － 39（給電指令の実施等）(2)ヘによる出力抑制対象電力量 － 発電量調整受電電力量~~

c　ノンファーム電源であり，かつ，当社が指定する要件を有する発電設備等であって別途当社と給電指令時補給電力料金に関する契約を締結する設備に対して，39（給電指令の実施等）(2)への場合の給電指令等および39（給電指令の実施等）(2)トの場合の給電指令等により，同時に出力の抑制を実施した場合

(a)　発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が，39（給電指令の実施等）(2)ヘによる出力抑制対象電力量を下回る場合

39（給電指令の実施等）(2)ヘによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，次の式により算定された値とし，39（給電指令の実施等）(2)トによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，零といたします。

~~発電量調整受電計画差対応補給電力量 ＝ 発電量調整受電計画電力量 － 発電量調整受電電力量~~

(b)　発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が，39（給電指令の実施等）(2)ヘによる出力抑制対象電力量と一致または上回る場合

39（給電指令の実施等）(2)ヘによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，39（給電指令の実施等）(2)ヘによる出力抑制対象電力量とし，39（給電指令の実施等）(2)イ，ロ，ハまたはトによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，次の式により算定された値といたします。

発電量調整受電計画差対応補給電力量
＝発電量調整受電計画電力量
－39（給電指令の実施等）(2)ヘによる出力抑制対象電力量
－発電量調整受電電力量

c　ノンファーム電源であり，かつ，当社が指定する要件を有する発電設備等であって別途当社と給電指令時補給電力料金に関する契約を締結する設備に対して，39（給電指令の実施等）(2)への場合の給電指令等および39（給電指令の実施等）(2)トの場合の給電指令等により，同時に出力の抑制を実施した場合

(a)　発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が，39（給電指令の実施等）(2)ヘによる出力抑制対象電力量を下回る場合

39（給電指令の実施等）(2)ヘによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，次の式により算定された値とし，39（給電指令の実施等）(2)トによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，零といたします。

発電量調整受電計画差対応補給電力量
＝発電量調整受電計画電力量－発電量調整受電電力量

(b)　発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が，39（給電指令の実施等）(2)ヘによる出力抑制対象電力量と一致または上回る場合 39（給電指令の実施等）(2)ヘによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，39（給電指令の実施等）(2)ヘによる出力抑制対象電力量とし，39（給電指令の実施等）(2)トによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，次の式により算定された値といたします。 ~~発電量調整受電計画差対応補給電力量 ＝ 発電量調整受電計画電力量 － 39（給電指令の実施等）(2)ヘによる出力抑制対象電力量 － 発電量調整受電電力量~~	(b)　発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が，39（給電指令の実施等）(2)ヘによる出力抑制対象電力量と一致または上回る場合 39（給電指令の実施等）(2)ヘによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，39（給電指令の実施等）(2)ヘによる出力抑制対象電力量とし，39（給電指令の実施等）(2)トによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，次の式により算定された値といたします。 発電量調整受電計画差対応補給電力量 ＝発電量調整受電計画電力量 －39（給電指令の実施等）(2)ヘによる出力抑制対象電力量 －発電量調整受電電力量
d　39（給電指令の実施等）(2)ホの場合の給電指令等および39（給電指令の実施等）(2)への場合の給電指令等により，同時に出力の抑制を実施した場合 (a)　発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が，39（給電指令の実施等）(2)ヘによる出力抑制対象電力量を下回る場合 39（給電指令の実施等）(2)ヘによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，次の式により算定された値とし，39（給電指令の実施等）(2)ホによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，零といたします。 ~~発電量調整受電計画差対応補給電力量 ＝ 発電量調整受電計画電力量 － 発電量調整受電電力量~~	d　39（給電指令の実施等）(2)ホの場合の給電指令等および39（給電指令の実施等）(2)への場合の給電指令等により，同時に出力の抑制を実施した場合 (a)　発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が，39（給電指令の実施等）(2)ヘによる出力抑制対象電力量を下回る場合 39（給電指令の実施等）(2)ヘによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，次の式により算定された値とし，39（給電指令の実施等）(2)ホによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，零といたします。 発電量調整受電計画差対応補給電力量 ＝発電量調整受電計画電力量－発電量調整受電電力量

(b)　発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が，39（給電指令の実施等）(2)ヘによる出力抑制対象電力量と一致または上回る場合

39（給電指令の実施等）(2)ヘによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，39（給電指令の実施等）(2)ヘによる出力抑制対象電力量とし，39（給電指令の実施等）(2)ホによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，次の式により算定された値といたします。

~~発電量調整受電計画差対応補給電力量 ＝ 発電量調整受電計画電力量 － 39（給電指令の実施等）(2)ヘによる出力抑制対象電力量 － 発電量調整受電電力量~~

e　39（給電指令の実施等）(2)イ，ロ，ハまたはトの場合の給電指令等，39（給電指令の実施等）(2)ホの場合の給電指令等および39（給電指令の実施等）(2)への場合の給電指令等により，同時に出力の抑制を実施した場合

(a)　発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が，39（給電指令の実施等）(2)ヘによる出力抑制対象電力量を下回る場合

39（給電指令の実施等）(2)ヘによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，次の式により算定された値とし，39（給電指令の実施等）(2)イ，ロ，ハまたはトによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給および39（給電指令の実施等）(2)ホによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，零といたします。

~~発電量調整受電計画差対応補給電力量 ＝ 発電量調整受電計画電力量 － 発電量調整受電電力量~~

(b)　発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が，39（給電指令の実施等）(2)ヘによる出力抑制対象電力量と一致または上回る場合

39（給電指令の実施等）(2)ヘによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，39（給電指令の実施等）(2)ヘによる出力抑制対象電力量とし，39（給電指令の実施等）(2)ホによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，次の式により算定された値といたします。

発電量調整受電計画差対応補給電力量
＝発電量調整受電計画電力量
－39（給電指令の実施等）(2)ヘによる出力抑制対象電力量
－発電量調整受電電力量

e　39（給電指令の実施等）(2)イ，ロ，ハまたはトの場合の給電指令等，39（給電指令の実施等）(2)ホの場合の給電指令等および39（給電指令の実施等）(2)への場合の給電指令等により，同時に出力の抑制を実施した場合

(a)　発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が，39（給電指令の実施等）(2)ヘによる出力抑制対象電力量を下回る場合

39（給電指令の実施等）(2)ヘによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，次の式により算定された値とし，39（給電指令の実施等）(2)イ，ロ，ハまたはトによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給および39（給電指令の実施等）(2)ホによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，零といたします。

発電量調整受電計画差対応補給電力量
＝発電量調整受電計画電力量－発電量調整受電電力量

(b)　発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が，39（給電指令の実施等）(2)へによる出力抑制対象電力量と一致または上回り，かつ，39（給電指令の実施等）(2)へによる出力抑制対象電力量に39（給電指令の実施等）(2)ホによる出力抑制対象電力量を加えた値を下回る場合 39（給電指令の実施等）(2)へによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，39（給電指令の実施等）(2)へによる出力抑制対象電力量とし，39（給電指令の実施等）(2)ホによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，次の式により算定された値とし，39（給電指令の実施等）(2)イ，ロ，ハまたはトによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，零といたします。 ~~発電量調整受電計画差対応補給電力量 ＝ 発電量調整受電計画電力量 － 39（給電指令の実施等）(2)へによる出力抑制対象電力量 － 発電量調整受電電力量~~	(b)　発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が，39（給電指令の実施等）(2)へによる出力抑制対象電力量と一致または上回り，かつ，39（給電指令の実施等）(2)へによる出力抑制対象電力量に39（給電指令の実施等）(2)ホによる出力抑制対象電力量を加えた値を下回る場合 39（給電指令の実施等）(2)へによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，39（給電指令の実施等）(2)へによる出力抑制対象電力量とし，39（給電指令の実施等）(2)ホによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，次の式により算定された値とし，39（給電指令の実施等）(2)イ，ロ，ハまたはトによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，零といたします。 発電量調整受電計画差対応補給電力量 ＝発電量調整受電計画電力量 －39（給電指令の実施等）(2)へによる出力抑制対象電力量 －発電量調整受電電力量
(c)　発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が，39（給電指令の実施等）(2)へによる出力抑制対象電力量に39（給電指令の実施等）(2)ホによる出力抑制対象電力量を加えた値と一致または上回る場合 39（給電指令の実施等）(2)ホによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，39（給電指令の実施等）(2)ホによる出力抑制対象電力量とし，39（給電指令の実施等）(2)へによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，39（給電指令の実施等）(2)へによる出力抑制対象電力量とし，39（給電指令の実施等）(2)イ，ロ，ハまたはトによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，次の式により算定された値といたします。	(c)　発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が，39（給電指令の実施等）(2)へによる出力抑制対象電力量に39（給電指令の実施等）(2)ホによる出力抑制対象電力量を加えた値と一致または上回る場合 39（給電指令の実施等）(2)ホによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，39（給電指令の実施等）(2)ホによる出力抑制対象電力量とし，39（給電指令の実施等）(2)へによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，39（給電指令の実施等）(2)へによる出力抑制対象電力量とし，39（給電指令の実施等）(2)イ，ロ，ハまたはトによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，次の式により算定された値といたします。

~~発電量調整受電計画差対応補給電力量 ＝ 発電量調整受電計画電力量 － 39（給電指令の実施等）(2)ホによる出力抑制対象電力量~~ ~~－ 39（給電指令の実施等）(2)へによる出力抑制対象電力量 － 発電量調整受電電力量~~	発電量調整受電計画差対応補給電力量 ＝発電量調整受電計画電力量 －39（給電指令の実施等）(2)ホによる出力抑制対象電力量 －39（給電指令の実施等）(2)へによる出力抑制対象電力量 －発電量調整受電電力量
㉑　発電量調整受電計画差対応余剰電力量 発電量調整受電計画差対応余剰電力量は，発電バランシンググループごとにイまたはロによって算定された値の合計といたします。 イ　発電量調整供給に係る発電設備等が調整電源に該当する場合で，(2)イにより計量された30分ごとの発電量調整受電電力量が(4)イにより通知されたその30分における発電量調整受電計画電力量を上回るときに，30分ごとに，次の式により算定された値といたします。ただし，発電量調整受電計画差対応余剰電力量の算定上，調整電源の故障等が発生した場合を除き，(2)イにかかわらず，その30分ごとの発電量調整受電計画電力量をその30分ごとの発電量調整受電電力量とみなします。	㉑　発電量調整受電計画差対応余剰電力量 発電量調整受電計画差対応余剰電力量は，発電バランシンググループごとにイまたはロによって算定された値の合計といたします。 イ　発電量調整供給に係る発電設備等が調整電源に該当する場合で，(2)イにより計量された30分ごとの発電量調整受電電力量が(4)イにより通知されたその30分における発電量調整受電計画電力量を上回るときに，30分ごとに，次の式により算定された値といたします。ただし，発電量調整受電計画差対応余剰電力量の算定上，調整電源の故障等が発生した場合を除き，(2)イにかかわらず，その30分ごとの発電量調整受電計画電力量をその30分ごとの発電量調整受電電力量とみなします。
~~発電量調整受電計画差対応余剰電力量 ＝ 発電量調整受電電力量 － 発電量調整受電計画電力量~~	発電量調整受電計画差対応余剰電力量 ＝発電量調整受電電力量－発電量調整受電計画電力量

ロ　発電量調整供給に係る発電設備等が調整電源に該当しない場合で，⑵ロにより計量された30分ごとの発電量調整受電電力量が⑷ロにより通知されたその30分における発電量調整受電計画電力量を上回るときに，30分ごとに，次の式により算定された値といたします。ただし，当社が指定する要件を有する発電設備等であって別途当社と給電指令時補給電力料金に関する契約を締結する設備に対して出力の抑制を実施し，給電指令時補給を行なった場合，39（給電指令の実施等）⑵イの場合で，原則として30分ごとの実需給の開始時刻の１時間前以降に発電量調整供給に係る発電設備等に対してＮ－１電制を実施し，給電指令時補給を行なったとき，39（給電指令の実施等）⑵ホの場合で，発電量調整供給に係る発電設備等に対して出力の抑制を実施し，給電指令時補給を行なったときまたは39（給電指令の実施等）⑵への場合で，ファーム電源に対して出力の抑制を実施し，給電指令時補給を行なったときは，発電量調整受電計画差対応余剰電力量の算定上，⑵ロにかかわらず，当該発電設備等の30分ごとの発電量調整受電計画電力量を当該受電地点における30分ごとの発電量調整受電電力量とみなします。この場合，当該発電設備等の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量の算定上，当該受電地点のみによる発電バランシンググループが設定されているとみなし，その発電量調整受電計画差対応補給電力量の算定は，⑳ロによるものといたします。 ~~発電量調整受電計画差対応余剰電力量 ＝ 発電量調整受電電力量 － 発電量調整受電計画電力量~~	ロ　発電量調整供給に係る発電設備等が調整電源に該当しない場合で，⑵ロにより計量された30分ごとの発電量調整受電電力量が⑷ロにより通知されたその30分における発電量調整受電計画電力量を上回るときに，30分ごとに，次の式により算定された値といたします。ただし，当社が指定する要件を有する発電設備等であって別途当社と給電指令時補給電力料金に関する契約を締結する設備に対して出力の抑制を実施し，給電指令時補給を行なった場合，39（給電指令の実施等）⑵イの場合で，原則として30分ごとの実需給の開始時刻の１時間前以降に発電量調整供給に係る発電設備等に対してＮ－１電制を実施し，給電指令時補給を行なったとき，39（給電指令の実施等）⑵ホの場合で，発電量調整供給に係る発電設備等に対して出力の抑制を実施し，給電指令時補給を行なったときまたは39（給電指令の実施等）⑵への場合で，ファーム電源に対して出力の抑制を実施し，給電指令時補給を行なったときは，発電量調整受電計画差対応余剰電力量の算定上，⑵ロにかかわらず，当該発電設備等の30分ごとの発電量調整受電計画電力量を当該受電地点における30分ごとの発電量調整受電電力量とみなします。この場合，当該発電設備等の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量の算定上，当該受電地点のみによる発電バランシンググループが設定されているとみなし，その発電量調整受電計画差対応補給電力量の算定は，⑳ロによるものといたします。 発電量調整受電計画差対応余剰電力量 ＝発電量調整受電電力量－発電量調整受電計画電力量

㉒　接続対象計画差対応補給電力量 接続対象計画差対応補給電力量は，30分ごとの接続対象電力量がその30分における接続対象計画電力量を上回る場合に，30分ごとに，次の式により算定された値といたします。ただし，接続対象計画差対応補給電力量の算定上，調整負荷の使用に係る調整を行なった場合は，(8)にかかわらず，当該供給地点で計量された30分ごとの電力量に当社または当社の供給区域で事業を営む配電事業者が行なった電気の使用に係る調整にもとづき，その30分ごとに算定された値を加えた値を，当該供給地点におけるその30分ごとの接続供給電力量とみなし，接続対象電力量を算定いたします。 ~~接続対象計画差対応補給電力量 ＝ 接続対象電力量 － 接続対象計画電力量~~	㉒　接続対象計画差対応補給電力量 接続対象計画差対応補給電力量は，30分ごとの接続対象電力量がその30分における接続対象計画電力量を上回る場合に，30分ごとに，次の式により算定された値といたします。ただし，接続対象計画差対応補給電力量の算定上，調整負荷の使用に係る調整を行なった場合は，(8)にかかわらず，当該供給地点で計量された30分ごとの電力量に当社または当社の供給区域で事業を営む配電事業者が行なった電気の使用に係る調整にもとづき，その30分ごとに算定された値を加えた値を，当該供給地点におけるその30分ごとの接続供給電力量とみなし，接続対象電力量を算定いたします。 接続対象計画差対応補給電力量 ＝接続対象電力量－接続対象計画電力量
㉓　接続対象計画差対応余剰電力量 接続対象計画差対応余剰電力量は，30分ごとの接続対象電力量がその30分における接続対象計画電力量を下回る場合に，30分ごとに，次の式により算定された値といたします。ただし，接続対象計画差対応余剰電力量の算定上，調整負荷の使用に係る調整を行なった場合は，(8)にかかわらず，当該供給地点で計量された30分ごとの電力量に当社または当社の供給区域で事業を営む配電事業者が行なった電気の使用に係る調整にもとづき，その30分ごとに算定された値を加えた値を，当該供給地点におけるその30分ごとの接続供給電力量とみなし，接続対象電力量を算定いたします。 ~~接続対象計画差対応余剰電力量 ＝ 接続対象計画電力量 － 接続対象電力量~~	㉓　接続対象計画差対応余剰電力量 接続対象計画差対応余剰電力量は，30分ごとの接続対象電力量がその30分における接続対象計画電力量を下回る場合に，30分ごとに，次の式により算定された値といたします。ただし，接続対象計画差対応余剰電力量の算定上，調整負荷の使用に係る調整を行なった場合は，(8)にかかわらず，当該供給地点で計量された30分ごとの電力量に当社または当社の供給区域で事業を営む配電事業者が行なった電気の使用に係る調整にもとづき，その30分ごとに算定された値を加えた値を，当該供給地点におけるその30分ごとの接続供給電力量とみなし，接続対象電力量を算定いたします。 接続対象計画差対応余剰電力量 ＝接続対象計画電力量－接続対象電力量

㉔　需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量 　需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量は，30分ごとの⑭の需要抑制量調整受電電力量がその30分における⑯の需要抑制量調整受電計画電力量を下回る場合に，需要抑制バランシンググループごとに，30分ごとに，次の式により算定された値の合計といたします。ただし，需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量の算定上，調整負荷の使用に係る調整を行なった場合は，⑭イまたはロにかかわらず，当該需要場所に係る接続供給電力量を損失率で修正した値が，ベースラインを上回るとき，またはベースラインを下回り，かつ，ベースラインから需要抑制量調整受電計画電力量を差し引いた値を上回るときは，当該需要場所に係る需要抑制量調整受電計画電力量を当該需要場所に係る需要抑制量調整受電電力量とみなします。 ~~需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量 ＝ 需要抑制量調整受電計画電力量 － 需要抑制量調整受電電力量~~ 　ただし，需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量の算定方法として⑭ロを適用している場合で，30分ごとの⑭の需要抑制量調整受電電力量が零となるときは，次のとおりといたします。 需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量 ＝ 需要抑制量調整受電計画電力量 ＋ $\frac{\text{接続供給電力量}}{1-\text{損失率（32〔損失率〕に定める損失率といたします。）}}$ － ベースライン	㉔　需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量 　需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量は，30分ごとの⑭の需要抑制量調整受電電力量がその30分における⑯の需要抑制量調整受電計画電力量を下回る場合に，需要抑制バランシンググループごとに，30分ごとに，次の式により算定された値の合計といたします。ただし，需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量の算定上，調整負荷の使用に係る調整を行なった場合は，⑭イまたはロにかかわらず，当該需要場所に係る接続供給電力量を損失率で修正した値が，ベースラインを上回るとき，またはベースラインを下回り，かつ，ベースラインから需要抑制量調整受電計画電力量を差し引いた値を上回るときは，当該需要場所に係る需要抑制量調整受電計画電力量を当該需要場所に係る需要抑制量調整受電電力量とみなします。 需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量 ＝需要抑制量調整受電計画電力量－需要抑制量調整受電電力量 　ただし，需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量の算定方法として⑭ロを適用している場合で，30分ごとの⑭の需要抑制量調整受電電力量が零となるときは，次のとおりといたします。 需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量 ＝ 需要抑制量調整受電計画電力量 ＋ $\frac{\text{接続供給電力量}}{1-\text{損失率（32〔損失率〕に定める損失率といたします。）}}$ － ベースライン

⑵5　需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量 需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量は，30分ごとの⑭の需要抑制量調整受電電力量がその30分における⑯の需要抑制量調整受電計画電力量を上回る場合に，需要抑制バランシンググループごとに，30分ごとに，次の式により算定された値の合計といたします。ただし，需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量の算定上，調整負荷の使用に係る調整を行なった場合は，⑭ロにかかわらず，当該需要場所に係る接続供給電力量を損失率で修正した値が，ベースラインの値から需要抑制量調整受電計画電力量を差し引いた値を下回るときは，当該需要場所に係る需要抑制量調整受電計画電力量を当該需要場所に係る需要抑制量調整受電電力量とみなします。 ~~需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量~~ ＝ ~~需要抑制量調整受電電力量~~ － ~~需要抑制量調整受電計画電力量~~	⑵5　需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量 需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量は，30分ごとの⑭の需要抑制量調整受電電力量がその30分における⑯の需要抑制量調整受電計画電力量を上回る場合に，需要抑制バランシンググループごとに，30分ごとに，次の式により算定された値の合計といたします。ただし，需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量の算定上，調整負荷の使用に係る調整を行なった場合は，⑭ロにかかわらず，当該需要場所に係る接続供給電力量を損失率で修正した値が，ベースラインの値から需要抑制量調整受電計画電力量を差し引いた値を下回るときは，当該需要場所に係る需要抑制量調整受電計画電力量を当該需要場所に係る需要抑制量調整受電電力量とみなします。 需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量 ＝需要抑制量調整受電電力量－需要抑制量調整受電計画電力量

旧	新
V　供　　給	**V　供　　給**
39　給電指令の実施等	39　給電指令の実施等
~~(7)　当社は，(2)イ，ロ，ホ，ヘ，トまたは(3)によって，発電者の発電もしくは放電を制限し，または中止した場合には，次の割引を行ない料金を算定いたします。ただし，その原因が契約者，発電契約者，発電者または需要者の責めとなる理由による場合，(2)ロの場合で，発電契約者もしくは発電者と当社が事前に調整を行なった計画的な作業（電力広域的運営推進機関送配電等業務指針の定めによって調整を行なった作業に限ります。）による制限もしくは中止のときその他あらかじめ発電者の発電もしくは放電を制限し，または中止することが明らかな場合または(2)トの場合（低圧で受電する場合を含みます。）で，電気の需給上必要となった制限もしくは中止のときは，その部分については割引いたしません。~~	
~~イ　低圧で受電する場合または高圧で受電する場合で，同時最大受電電力が500キロワット未満となるとき。~~	
~~(イ)　割引の対象~~	
~~当該受電地点の系統連系受電サービスの基本料金から系統設備効率化割引額を差し引いた金額といたします。ただし，33（料金の算定）(1)イ，ハ，ニ，トまたはチの場合は，制限または中止の日における契約内容に応じて算定される1月の金額といたします。~~	
~~(ロ)　割引率~~	
~~1月中の制限し，または中止した延べ日数1日ごとに4パーセントといたします。~~	

旧	新
(ハ) 制限または中止延べ日数の計算 延べ日数は，1日のうち延べ1時間以上制限し，または中止した日を1日として計算いたします。 ロ 高圧で受電する場合で，同時最大受電電力が500キロワット以上となるときまたは特別高圧で受電する場合 (イ) 割引の対象 当該受電地点の系統連系受電サービスの基本料金から系統設備効率化割引額を差し引いた金額といたします。ただし，33 (料金の算定) (1)イ，ハ，ニ，トまたはチの場合は，制限または中止の日における契約内容に応じて算定される1月の金額といたします。 (ロ) 割引率 1月中の制限し，または中止した延べ時間数1時間ごとに0.2パーセントといたします。 (ハ) 制限または中止延べ時間数の計算 延べ時間数は，1回10分以上の制限または中止の延べ時間とし，1時間未満の端数を生じた場合は，30分以上は切り上げ，30分未満は切り捨てます。 なお，制限時間については，次の算式によって修正したうえで合計いたします。	

（算　　式）

a　発電量調整受電電力を制限した場合

H’＝H×（D　d）／D

H’＝　修正時間

H　＝　制限時間

D　＝　当該受電地点の同時最大受電電力

d　＝　制限時間中の当該受電地点の発電量調整受電電力の最大値

b　発電量調整受電電力量を制限した場合

H’＝H×（A　B）／A

H’＝修正時間

H　＝　制限時間

A　＝　制限指定時間中の当該受電地点の基準となる電力量

（発電者の平常操業時の発電量調整受電電力量の実績等にもとづき算定される推定発電量調整受電電力量といたします。）

B　＝　制限時間中の当該受電地点の発電量調整受電電力量

c　発電量調整受電電力および発電量調整受電電力量を同時に制限した時間については，a による修正時間または b による修正時間のいずれか大きいものによります。

~~(8)　(7)による延べ日数または延べ時間数を計算する場合には，電気工作物の保守または増強のための工事の必要上当社が発電者に３日前までにお知らせして行なう制限または中止は，１月につき１日を限って計算に入れません。この場合の１月につき１日とは，１暦月の１暦日における１回の工事による制限または中止の時間といたします。~~	
~~(9)~~　当社は，(2)または(3)によって，需要者の電気の使用を制限し，または中止した場合，これにともなう料金の減額は行ないません。	(7)　当社は，(2)または(3)によって，発電者の発電もしくは放電または需要者の電気の使用を制限し，または中止した場合，これにともなう料金の減額は行ないません。
~~(10)~~　21（予備送電サービス）の使用を制限し，または中止した場合，これにともなう料金の減額は行ないません。	(8)　21（予備送電サービス）の使用を制限し，または中止した場合，これにともなう料金の減額は行ないません。
~~(11)~~　当社は，(2)イの場合で，発電量調整供給に係る発電設備等に対してＮ－１電制を実施したときは，これにより生じた小売電気事業，特定送配電事業または自己等への電気の供給の用に供する電気の不足電力量（以下「Ｎ－１電制時調達不足電力量」といいます。）の調達に要した費用の実費相当額に，Ｎ－１電制が実施された発電設備等を再度起動するために要した燃料費等の費用の実費を加えた金額から，Ｎ－１電制が実施されなかったとしたときにその発電設備等がＮ－１電制時調達不足電力量を発電または放電するのに要したであろう費用に相当する金額を差し引いた金額について，電力広域的運営推進機関が認める範囲においてＮ－１電制オペレーション費用として発電契約者にお支払いいたします。	(9)　当社は，(2)イの場合で，発電量調整供給に係る発電設備等に対してＮ－１電制を実施したときは，これにより生じた小売電気事業，特定送配電事業または自己等への電気の供給の用に供する電気の不足電力量（以下「Ｎ－１電制時調達不足電力量」といいます。）の調達に要した費用の実費相当額に，Ｎ－１電制が実施された発電設備等を再度起動するために要した燃料費等の費用の実費を加えた金額から，Ｎ－１電制が実施されなかったとしたときにその発電設備等がＮ－１電制時調達不足電力量を発電または放電するのに要したであろう費用に相当する金額を差し引いた金額について，電力広域的運営推進機関が認める範囲においてＮ－１電制オペレーション費用として発電契約者にお支払いいたします。

旧	新
## Ⅵ　契約の変更および終了 51　契約の変更	## Ⅵ　契約の変更および終了 51　契約の変更 (6)　混雑緩和希望者提起による系統増強プロセス（以下「混雑緩和プロセス」といいます。）により供給設備の変更を希望される場合で，発電契約者が発電量調整供給契約を変更するときの(1)による発電量調整供給契約の変更は，次のとおりといたします。 イ　事前照会の申込み (イ)　発電契約者は，混雑緩和プロセスの概要検討（以下「概要検討」といいます。）の申込みに先だち，当社所定の様式により，混雑緩和プロセスの事前照会（以下「事前照会」といいます。）の申込みをしていただきます。 (ロ)　当社は，原則として事前照会の申込みから２月以内に検討結果をお知らせいたします。 ロ　概要検討の申込み (イ)　発電契約者は，混雑緩和プロセス開始の申込みに先だち，当社所定の様式により，イ(ロ)の検討結果をお知らせした日から２月以内に概要検討の申込みをしていただきます。 (ロ)　当社は，原則として概要検討の申込みから３月以内に検討結果をお知らせいたします。 (ハ)　当社は，１受電地点１検討につき22万円を検討料として，概要検討の申込み時に発電契約者から申し受けます。

	ハ　混雑緩和プロセス開始の申込み 発電契約者が混雑緩和プロセスを希望される場合で，電力広域的運営推進機関送配電等業務指針に定める混雑緩和プロセスに関する保証金（以下「混雑緩和プロセスに関する保証金」といい，その金額は電力広域的運営推進機関業務規程に定める方法により算定いたします。）を要するときは，混雑緩和プロセスに関する保証金をお支払いいただき，ロ(ロ)の検討結果をお知らせした日から１月以内に混雑緩和プロセス開始の申込みをしていただきます。 なお，発電契約者が追加混雑緩和希望者の募集が開始された混雑緩和プロセスへ参加を希望される場合で，混雑緩和プロセスに関する保証金を要するときは，混雑緩和プロセスに関する保証金をお支払いいただき，募集開始日から２月以内に応募をしていただきます。 また，混雑緩和プロセスにもとづき工事費負担金補償金を定める場合は，当社と工事費負担金の補償に関する契約を締結していただきます。
54　供給開始後の契約の消滅または変更にともなう料金および工事費の精算 (1)　次の場合には，当社は，接続供給契約の消滅または変更の日に料金および工事費を契約者に，発電量調整供給契約の消滅または変更の日に料金および工事費を発電契約者に，それぞれ精算していただきます。 なお，この場合は，受電地点または供給地点ごとに精算するものといたします。ただし，分割接続供給の場合は，供給地点に係る接続供給契約ごとに精算するものといたします。	**54　供給開始後の契約の消滅または変更にともなう料金および工事費の精算** (1)　次の場合には，当社は，接続供給契約の消滅または変更の日に料金および工事費を契約者に，発電量調整供給契約の消滅または変更の日に料金および工事費を発電契約者に，それぞれ精算していただきます。 なお，この場合は，受電地点または供給地点ごとに精算するものといたします。ただし，分割接続供給の場合は，供給地点に係る接続供給契約ごとに精算するものといたします。

イ　接続供給の場合 (イ)　低圧で供給する場合 a　契約者が接続送電サービス契約電力または接続送電サービス契約容量を新たに設定し，または増加された後１年に満たないでこれを消滅させる場合は，それまでの期間の接続送電サービス料金について，さかのぼって，新たに設定し，または増加された接続送電サービス契約電力または接続送電サービス契約容量分につき，電灯標準接続送電サービス，電灯時間帯別接続送電サービスまたは電灯従量接続送電サービスの適用を受けていた場合は該当料金の10パーセントを割増ししたものを適用し，動力標準接続送電サービス，動力時間帯別接続送電サービスまたは動力従量接続送電サービスの適用を受けていた場合は該当料金の20パーセントを割増ししたものを適用し，これにより算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。また，当社は，契約者が接続送電サービス契約電力または接続送電サービス契約容量を新たに設定し，または増加されたことにともない新たに施設した供給設備について，75（臨時工事費）の臨時工事費として算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額を~~申し受けます~~。 なお，増加後に消滅させる場合には，それぞれの接続供給電力量は，接続送電サービス契約電力または接続送電サービス契約容量の増加分と残余分の比であん分したものといたします。	イ　接続供給の場合 (イ)　低圧で供給する場合 a　契約者が接続送電サービス契約電力または接続送電サービス契約容量を新たに設定し，または増加された後１年に満たないでこれを消滅させる場合は，それまでの期間の接続送電サービス料金について，さかのぼって，新たに設定し，または増加された接続送電サービス契約電力または接続送電サービス契約容量分につき，電灯標準接続送電サービス，電灯時間帯別接続送電サービスまたは電灯従量接続送電サービスの適用を受けていた場合は該当料金の10パーセントを割増ししたものを適用し，動力標準接続送電サービス，動力時間帯別接続送電サービスまたは動力従量接続送電サービスの適用を受けていた場合は該当料金の20パーセントを割増ししたものを適用し，これにより算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。また，当社は，契約者が接続送電サービス契約電力または接続送電サービス契約容量を新たに設定し，または増加されたことにともない新たに施設した供給設備について，75（臨時工事費）の臨時工事費として算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額を精算いたします。 なお，増加後に消滅させる場合には，それぞれの接続供給電力量は，接続送電サービス契約電力または接続送電サービス契約容量の増加分と残余分の比であん分したものといたします。

b　契約者が接続送電サービス契約電力または接続送電サービス契約容量を新たに設定し，または増加された後１年に満たないでこれを減少しようとされる場合は，それまでの期間の接続送電サービス料金について，さかのぼって，減少される接続送電サービス契約電力または接続送電サービス契約容量分につき，電灯標準接続送電サービス，電灯時間帯別接続送電サービスまたは電灯従量接続送電サービスの適用を受けていた場合は該当料金の10パーセントを割増ししたものを適用し，動力標準接続送電サービス，動力時間帯別接続送電サービスまたは動力従量接続送電サービスの適用を受けていた場合は該当料金の20パーセントを割増ししたものを適用し，これにより算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。また，供給設備のうち接続送電サービス契約電力または接続送電サービス契約容量の減少に見合う部分について，75（臨時工事費）の臨時工事費として算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額を~~申し受けます~~。 　なお，この場合には，それぞれの接続供給電力量は，接続送電サービス契約電力または接続送電サービス契約容量の減少分と残余分の比であん分したものといたします。 c　当社が将来の需要等を考慮して供給設備を常置する場合は，ａおよびｂにかかわらず精算いたしません。 d　電灯定額接続送電サービスの適用を受ける場合の料金および工事費の精算は，ａ，ｂおよびｃに準ずるものといたします。	b　契約者が接続送電サービス契約電力または接続送電サービス契約容量を新たに設定し，または増加された後１年に満たないでこれを減少しようとされる場合は，それまでの期間の接続送電サービス料金について，さかのぼって，減少される接続送電サービス契約電力または接続送電サービス契約容量分につき，電灯標準接続送電サービス，電灯時間帯別接続送電サービスまたは電灯従量接続送電サービスの適用を受けていた場合は該当料金の10パーセントを割増ししたものを適用し，動力標準接続送電サービス，動力時間帯別接続送電サービスまたは動力従量接続送電サービスの適用を受けていた場合は該当料金の20パーセントを割増ししたものを適用し，これにより算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。また，当社の供給設備のうち接続送電サービス契約電力または接続送電サービス契約容量の減少に見合う部分について，75（臨時工事費）の臨時工事費として算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額を精算いたします。 　なお，この場合には，それぞれの接続供給電力量は，接続送電サービス契約電力または接続送電サービス契約容量の減少分と残余分の比であん分したものといたします。 c　当社が将来の需要等を考慮して供給設備を常置する場合は，ａおよびｂにかかわらず精算いたしません。 d　電灯定額接続送電サービスの適用を受ける場合の料金および工事費の精算は，ａ，ｂおよびｃに準ずるものといたします。

㈡　高圧または特別高圧で供給する場合 a　契約者が接続送電サービス契約電力または予備送電サービス契約電力を新たに設定し，または増加された後１年に満たないでこれを消滅させる場合は，それまでの期間の接続送電サービス料金または予備送電サービス料金について，さかのぼって，新たに設定し，または増加された契約電力分につき該当料金の20パーセントを割増ししたものを適用し，これにより算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。また，当社は，契約者が接続送電サービス契約電力を新たに設定し，または増加されたことにともない新たに施設した供給設備について，75（臨時工事費）の臨時工事費として算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額を~~申し受けます~~。 なお，増加後に消滅させる場合には，それぞれの接続供給電力量は，接続送電サービス契約電力の増加分と残余分の比であん分したものといたします。	㈡　高圧または特別高圧で供給する場合 a　契約者が接続送電サービス契約電力または予備送電サービス契約電力を新たに設定し，または増加された後１年に満たないでこれを消滅させる場合は，それまでの期間の接続送電サービス料金または予備送電サービス料金について，さかのぼって，新たに設定し，または増加された契約電力分につき該当料金の20パーセントを割増ししたものを適用し，これにより算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。また，当社は，契約者が接続送電サービス契約電力または予備送電サービス契約電力を新たに設定し，または増加されたことにともない新たに施設した供給設備について，75（臨時工事費）の臨時工事費として算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額を精算いたします。 なお，増加後に消滅させる場合には，それぞれの接続供給電力量は，接続送電サービス契約電力の増加分と残余分の比であん分したものといたします。

b　契約者が接続送電サービス契約電力または予備送電サービス契約電力を新たに設定し，または増加された後１年に満たないでこれを減少しようとされる場合は，それまでの期間の接続送電サービス料金または予備送電サービス料金について，さかのぼって，減少契約電力分につき該当料金の20パーセントを割増ししたものを適用し，これにより算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。また，供給設備のうち接続送電サービス契約電力または予備送電サービス契約電力の減少に見合う部分について，75（臨時工事費）の臨時工事費として算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額を~~申し受けます~~。 　なお，この場合には，それぞれの接続供給電力量は，接続送電サービス契約電力の減少分と残余分の比であん分したものといたします。	b　契約者が接続送電サービス契約電力または予備送電サービス契約電力を新たに設定し，または増加された後１年に満たないでこれを減少しようとされる場合は，それまでの期間の接続送電サービス料金または予備送電サービス料金について，さかのぼって，減少契約電力分につき該当料金の20パーセントを割増ししたものを適用し，これにより算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。また，当社の供給設備のうち接続送電サービス契約電力または予備送電サービス契約電力の減少に見合う部分について，75（臨時工事費）の臨時工事費として算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額を精算いたします。 　なお，この場合には，それぞれの接続供給電力量は，接続送電サービス契約電力の減少分と残余分の比であん分したものといたします。

c　分割接続供給の場合は，ａおよびｂにかかわらず，次のとおりといたします。 (a)　契約者が，１供給地点につき，１接続送電サービスまたは１予備送電サービスを適用した場合の接続送電サービス契約電力または予備送電サービス契約電力を新たに設定し，または増加された後１年に満たないでこれを消滅させる場合は，それまでの期間の双方の契約者に係る接続送電サービス料金または予備送電サービス料金および１供給地点につき，１接続送電サービスまたは１予備送電サービスを適用した場合の接続送電サービス料金または予備送電サービス料金について，さかのぼって，新たに設定し，または増加された契約電力分につき該当料金の20パーセントを割増ししたものを適用~~いたします~~。また，当社は，契約者が，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービス契約電力を新たに設定し，または増加されたことにともない新たに施設した供給設備について，75（臨時工事費）の臨時工事費として算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額を，双方の契約者と当社との協議によって，一方または双方の契約者~~から申し受けます~~。 なお，増加後に消滅させる場合には，それぞれの接続供給電力量は，接続送電サービス契約電力の増加分と残余分の比であん分したものといたします。	c　分割接続供給の場合は，ａおよびｂにかかわらず，次のとおりといたします。 (a)　契約者が，１供給地点につき，１接続送電サービスまたは１予備送電サービスを適用した場合の接続送電サービス契約電力または予備送電サービス契約電力を新たに設定し，または増加された後１年に満たないでこれを消滅させる場合は，それまでの期間の双方の契約者に係る接続送電サービス料金または予備送電サービス料金および１供給地点につき，１接続送電サービスまたは１予備送電サービスを適用した場合の接続送電サービス料金または予備送電サービス料金について，さかのぼって，新たに設定し，または増加された契約電力分につき該当料金の20パーセントを割増ししたものを適用し，これにより算定される双方の契約者に係る料金と既に申し受けた双方の契約者に係る料金との差額を双方の契約者から申し受けます。また，当社は，契約者が，１供給地点につき，１接続送電サービスまたは１予備送電サービスを適用した場合の接続送電サービス契約電力または予備送電サービス契約電力を新たに設定し，または増加されたことにともない新たに施設した供給設備について，75（臨時工事費）の臨時工事費として算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額を，双方の契約者と当社との協議によって，一方または双方の契約者と精算いたします。 なお，増加後に消滅させる場合には，それぞれの接続供給電力量は，接続送電サービス契約電力の増加分と残余分の比であん分したものといたします。

(b)　契約者が，１供給地点につき，１接続送電サービスまたは１予備送電サービスを適用した場合の接続送電サービス契約電力または予備送電サービス契約電力を新たに設定し，または増加された後１年に満たないでこれを減少しようとされる場合は，それまでの期間の双方の契約者に係る接続送電サービス料金または予備送電サービス料金および１供給地点につき，１接続送電サービスまたは１予備送電サービスを適用した場合の接続送電サービス料金または予備送電サービス料金について，さかのぼって，減少契約電力分につき該当料金の20パーセントを割増ししたものを適用~~いたします~~。また，当社の供給設備のうち，１供給地点につき，１接続送電サービスまたは１予備送電サービスを適用した場合の接続送電サービス契約電力または予備送電サービス契約電力の減少に見合う部分について，75（臨時工事費）の臨時工事費として算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額を，双方の契約者と当社との協議によって，一方または双方の契約者~~から申し受けます~~。 なお，この場合には，それぞれの接続供給電力量は，接続送電サービス契約電力の減少分と残余分の比であん分したものといたします。	(b)　契約者が，１供給地点につき，１接続送電サービスまたは１予備送電サービスを適用した場合の接続送電サービス契約電力または予備送電サービス契約電力を新たに設定し，または増加された後１年に満たないでこれを減少しようとされる場合は，それまでの期間の双方の契約者に係る接続送電サービス料金または予備送電サービス料金および１供給地点につき，１接続送電サービスまたは１予備送電サービスを適用した場合の接続送電サービス料金または予備送電サービス料金について，さかのぼって，減少契約電力分につき該当料金の20パーセントを割増ししたものを適用し，これにより算定される双方の契約者に係る料金と既に申し受けた双方の契約者に係る料金との差額を双方の契約者から申し受けます。また，当社の供給設備のうち，１供給地点につき，１接続送電サービスまたは１予備送電サービスを適用した場合の接続送電サービス契約電力または予備送電サービス契約電力の減少に見合う部分について，75（臨時工事費）の臨時工事費として算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額を，双方の契約者と当社との協議によって，一方または双方の契約者と精算いたします。 なお，この場合には，それぞれの接続供給電力量は，接続送電サービス契約電力の減少分と残余分の比であん分したものといたします。

(c)　(a)または(b)で料金~~の精算を行なう~~場合で，それぞれの契約者に係る接続送電サービス料金の合計と，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービス料金との間に差が生ずるときは，33（料金の算定）⑿に準じて接続送電サービス料金の調整を行ない，それぞれの契約者に係る予備送電サービス料金の合計と，１供給地点につき，１予備送電サービスを適用した場合の予備送電サービス料金との間に差が生ずるときは，33（料金の算定）⒁に準じて予備送電サービス料金の調整を行ないます。	(c)　(a)または(b)で料金を申し受ける場合で，それぞれの契約者に係る接続送電サービス料金の合計と，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービス料金との間に差が生ずるときは，33（料金の算定）⑿に準じて接続送電サービス料金の調整を行ない，それぞれの契約者に係る予備送電サービス料金の合計と，１供給地点につき，１予備送電サービスを適用した場合の予備送電サービス料金との間に差が生ずるときは，33（料金の算定）⒁に準じて予備送電サービス料金の調整を行ないます。
㈠　19（接続送電サービス）(2)イ(イ)によって接続送電サービス契約電力を定める契約者（19〔接続送電サービス〕(2)ニで需要者の発電設備の検査，補修または事故〔停電による停止等を含みます。〕により生じた不足電力の補給にあてるための電気の供給分以外の供給分について，19〔接続送電サービス〕(2)イ(イ)に準じて定める契約者を含みます。）が，需要場所における受電設備等を新たに設定し，または需要場所における受電設備の総容量等を増加された日以降１年に満たないで接続送電サービス契約電力を消滅させ，または19（接続送電サービス）(2)イ(イ) c により接続送電サービス契約電力を減少しようとされる場合は，(イ)または(ロ)に準ずるものといたします。この場合，(イ)または(ロ)にいう接続送電サービス契約電力を新たに設定するとは，需要場所における受電設備等を新たに設定することとし，接続送電サービス契約電力を増加するとは，需要場所における受電設備の総容量等を増加することとし，接続送電サービス契約電力を減少するとは，19（接続送電サービス）(2)イ(イ) c により接続送電サービス契約電力を減少することといたします。	㈠　19（接続送電サービス）(2)イ(イ)によって接続送電サービス契約電力を定める契約者（19〔接続送電サービス〕(2)ニで需要者の発電設備の検査，補修または事故〔停電による停止等を含みます。〕により生じた不足電力の補給にあてるための電気の供給分以外の供給分について，19〔接続送電サービス〕(2)イ(イ)に準じて定める契約者を含みます。）が，需要場所における受電設備等を新たに設定し，または需要場所における受電設備の総容量等を増加された日以降１年に満たないで接続送電サービス契約電力を消滅させ，または19（接続送電サービス）(2)イ(イ) c により接続送電サービス契約電力を減少しようとされる場合は，(イ)または(ロ)に準ずるものといたします。この場合，(イ)または(ロ)にいう接続送電サービス契約電力を新たに設定するとは，需要場所における受電設備等を新たに設定することとし，接続送電サービス契約電力を増加するとは，需要場所における受電設備の総容量等を増加することとし，接続送電サービス契約電力を減少するとは，19（接続送電サービス）(2)イ(イ) c により接続送電サービス契約電力を減少することといたします。

㈡　契約者が19（接続送電サービス）⑵ニにより需要者の発電設備の検査，補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気の供給分を新たに設定し，または増加しようとされる場合で，当該不足電力の補給にあてるための電気の供給分以外の供給分を新たに設定し，または増加された後１年に満たないで当該不足電力の補給にあてるための電気の供給分以外の供給分を減少しようとされるときには，当該不足電力の補給にあてるための電気の供給分以外の供給分を新たに設定し，または増加されたことにともない新たに施設した供給設備について，69（一般供給設備の工事費負担金）および70（供給地点への特別供給設備の工事費負担金）により工事費負担金として算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額を~~申し受けます~~。	㈡　契約者が19（接続送電サービス）⑵ニにより需要者の発電設備の検査，補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気の供給分を新たに設定し，または増加しようとされる場合で，当該不足電力の補給にあてるための電気の供給分以外の供給分を新たに設定し，または増加された後１年に満たないで当該不足電力の補給にあてるための電気の供給分以外の供給分を減少しようとされるときには，当該不足電力の補給にあてるための電気の供給分以外の供給分を新たに設定し，または増加されたことにともない新たに施設した当社の供給設備について，69（一般供給設備の工事費負担金）および70（供給地点への特別供給設備の工事費負担金）により工事費負担金として算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額を精算いたします。
ロ　発電量調整供給の場合	ロ　発電量調整供給の場合
㈠　発電契約者が契約受電電力，同時最大受電電力または予備送電サービス契約電力を新たに設定し，または増加された後１年に満たないでこれを消滅させる場合は，新たに施設した供給設備を撤去する場合の諸工費から，その撤去後の資材の残存価額を差し引いた金額を申し受けます。	㈠　発電契約者が契約受電電力，同時最大受電電力または予備送電サービス契約電力を新たに設定し，または増加された後１年に満たないでこれを消滅させる場合は，新たに施設した当社の供給設備を撤去する場合の諸工費から，その撤去後の資材の残存価額を差し引いた金額を申し受けます。
㈡　発電契約者が契約受電電力，同時最大受電電力または予備送電サービス契約電力を新たに設定し，または増加された後１年に満たないでこれを減少しようとされる場合は，供給設備のうち契約受電電力，同時最大受電電力または予備送電サービス契約電力の減少に見合う部分について，新たに施設した供給設備を撤去する場合の諸工費から，その撤去後の資材の残存価額を差し引いた金額を申し受けます。	㈡　発電契約者が契約受電電力，同時最大受電電力または予備送電サービス契約電力を新たに設定し，または増加された後１年に満たないでこれを減少しようとされる場合は，当社の供給設備のうち契約受電電力，同時最大受電電力または予備送電サービス契約電力の減少に見合う部分について，新たに施設した当社の供給設備を撤去する場合の諸工費から，その撤去後の資材の残存価額を差し引いた金額を申し受けます。

(2)　発電者または需要者が供給設備を同一の使用形態で利用され，利用されてからの期間が１年以上になる場合には，１年以上利用される契約電力等に見合う部分については，(1)にかかわらず精算いたしません。 　なお，接続供給契約または発電量調整供給契約の消滅または変更の日以降に１年以上にならないことが明らかになった場合には，明らかになった日に(1)に準じて精算を行ないます。	(2)　発電者または需要者が当社の供給設備を同一の使用形態で利用され，利用されてからの期間が１年以上になる場合には，１年以上利用される契約電力等に見合う部分については，(1)にかかわらず精算いたしません。 　なお，接続供給契約または発電量調整供給契約の消滅または変更の日以降に１年以上にならないことが明らかになった場合には，明らかになった日に(1)に準じて精算を行ないます。
55　解　約　等	55　解　約　等
(6)　発電量調整供給契約または系統連系受電契約の場合で，発電量調整供給契約または系統連系受電契約を締結している発電場所と同一の場所である需要場所において締結している接続供給契約（発電設備等に係る供給地点の接続供給契約に限ります。）が(1)によって解約されたときは，発電契約者または発電者からの申出がない場合であっても，当社は，当該発電場所に係る発電量調整供給を終了させるための処置を行ないます。 　この場合，当社が当該発電場所に係る発電量調整供給を終了させるための処置を行なった日に発電量調整供給契約および系統連系受電契約は変更され，または消滅するものといたします。	(6)　発電量調整供給契約または系統連系受電契約の場合で，発電量調整供給契約または系統連系受電契約を締結している発電場所と同一の場所である需要場所において締結している接続供給契約（発電設備等に係る供給地点の接続供給契約に限ります。また，分割接続供給の場合は，当該供給地点に係るすべての接続供給契約といたします。）が(1)によって解約されたときは，発電契約者または発電者からの申出がない場合であっても，当社は，当該発電場所に係る発電量調整供給を終了させるための処置を行ないます。 　この場合，当社が当該発電場所に係る発電量調整供給を終了させるための処置を行なった日に発電量調整供給契約および系統連系受電契約は変更され，または消滅するものといたします。

旧	新
Ⅷ　工事費の負担	**Ⅷ　工事費の負担**
66　受電地点への供給設備の工事費負担金	**66　受電地点への供給設備の工事費負担金**
(3)　受電地点への供給設備を変更する場合の工事費負担金	(3)　受電地点への供給設備を変更する場合の工事費負担金
イ　発電契約者が契約受電電力または予備送電サービス契約電力の増加にともなわないで，発電契約者の希望によって当該受電地点への供給設備を変更する場合は，62（引込線の接続），63（計量器等の取付け）または64（通信設備等の施設）によって実費を申し受ける場合を除き，当社は，その工事費の全額を工事費負担金として発電契約者から申し受けます。	イ　発電契約者が契約受電電力または予備送電サービス契約電力の増加にともなわないで，発電契約者の希望によって当該受電地点への供給設備を変更する場合は，62（引込線の接続），63（計量器等の取付け）または64（通信設備等の施設）によって実費を申し受ける場合を除き，当社は，その工事費の全額を工事費負担金として発電契約者から申し受けます。
	ロ　混雑緩和プロセスにより供給設備を変更する場合は，イにかかわらず，その工事費のうち，発電等設備の設置に伴う電力系統の増強及び事業者の費用負担等の在り方に関する指針にもとづき算定した金額を工事費負担金として発電契約者から申し受けます。
~~ロ~~　44（託送供給等にともなう協力）によって供給設備を新たに施設または変更する場合には，当社は，その工事費の全額を工事費負担金として発電契約者から申し受けます。	ハ　44（託送供給等にともなう協力）によって供給設備を新たに施設または変更する場合には，当社は，その工事費の全額を工事費負担金として発電契約者から申し受けます。

69　一般供給設備の工事費負担金

⑵　特別高圧で供給する場合

イ　契約者が新たに接続供給を開始し，または接続送電サービス契約電力を増加される場合（新たに接続供給を開始される場合で，当該接続供給を開始される前から引き続き当社の供給設備を利用され，かつ，下位の供給電圧に変更されるときを除きます。）で，これにともない新たに施設される供給側接続設備（専用供給設備および予備供給設備を除きます。）について(ｲ)により算定される工事費が(ﾛ)の当社負担額をこえるときには，当社は，その超過額を工事費負担金として契約者から申し受けます。この場合，新増加接続送電サービス契約電力は，新たな利用部分にもとづき算定し，工事費負担金は，供給地点ごとに算定いたします。

(ｲ)　工事費

a　架空供給側接続設備の場合

（工事こう長100メートル当たり）

新増加接続送電サービス契約電力１キロワットにつき	標準電圧20,000ボルトまたは30,000ボルトで供給する場合	561円　00銭
	標準電圧70,000ボルトで供給する場合	165円　00銭

なお，標準電圧20,000ボルトまたは30,000ボルトで当社が供給する場合で，支持物に電柱を使用するときには，その部分の単価は，上表の該当欄の単価の12パーセントといたします。

また，標準電圧20,000ボルト，30,000ボルトまたは70,000ボルト以外の電圧で当社が供給する場合は，その~~工事に要した費用~~の全額といたします。

69　一般供給設備の工事費負担金

⑵　特別高圧で供給する場合

イ　契約者が新たに接続供給を開始し，または接続送電サービス契約電力を増加される場合（新たに接続供給を開始される場合で，当該接続供給を開始される前から引き続き当社の供給設備を利用され，かつ，下位の供給電圧に変更されるときを除きます。）で，これにともない新たに施設される供給側接続設備（専用供給設備および予備供給設備を除きます。）について(ｲ)により算定される工事費が(ﾛ)の当社負担額をこえるときには，当社は，その超過額を工事費負担金として契約者から申し受けます。この場合，新増加接続送電サービス契約電力は，新たな利用部分にもとづき算定し，工事費負担金は，供給地点ごとに算定いたします。

(ｲ)　工事費

a　架空供給側接続設備の場合

（工事こう長100メートル当たり）

新増加接続送電サービス契約電力１キロワットにつき	標準電圧20,000ボルトまたは30,000ボルトで供給する場合	561円　00銭
	標準電圧70,000ボルトで供給する場合	165円　00銭

なお，標準電圧20,000ボルトまたは30,000ボルトで当社が供給する場合で，支持物に電柱を使用するときには，その部分の単価は，上表の該当欄の単価の12パーセントといたします。

また，標準電圧20,000ボルト，30,000ボルトまたは70,000ボルト以外の電圧で当社が供給する場合は，その工事費の全額といたします。

b　地中供給側接続設備の場合

（工事こう長100メートル当たり）

新増加接続送電サービス契約電力１キロワットにつき	標準電圧20,000ボルトまたは30,000ボルトで供給する場合	627円　00銭
	標準電圧70,000ボルトで供給する場合	418円　00銭

なお，張替えを行なう場合には，その部分の単価は，上表の該当欄の単価の20パーセントといたします。

また，標準電圧20,000ボルト，30,000ボルトまたは70,000ボルト以外の電圧で当社が供給する場合は，その~~工事に要した費用~~の全額といたします。

c　スポットネットワーク方式で供給するために，当社が新たに地中供給側接続設備を施設する場合の工事費は，b にかかわらず，別表14（スポットネットワーク方式の工事費の算式）により算定いたします。

なお，スポットネットワーク方式とは，当社が技術的，経済的に必要と認めた場合に，原則として３回線の当社の電線路から，それぞれの回線ごとに施設していただいた変圧器の２次側母線で常時並行して供給を受ける方式をいいます。

(ﾛ)　当社負担額

新増加接続送電サービス契約電力１キロワットにつき	5,500円　00銭

ロ　契約者が新たに接続供給を開始し，または接続送電サービス契約電力を増加される場合で，使用開始後３年以内の供給設備を利用して当社が供給するときは，新たな利用部分を新たに施設される供給側接続設備とみなします。

b　地中供給側接続設備の場合

（工事こう長100メートル当たり）

新増加接続送電サービス契約電力１キロワットにつき	標準電圧20,000ボルトまたは30,000ボルトで供給する場合	627円　00銭
	標準電圧70,000ボルトで供給する場合	418円　00銭

なお，張替えを行なう場合には，その部分の単価は，上表の該当欄の単価の20パーセントといたします。

また，標準電圧20,000ボルト，30,000ボルトまたは70,000ボルト以外の電圧で当社が供給する場合は，その工事費の全額といたします。

c　スポットネットワーク方式で供給するために，当社が新たに地中供給側接続設備を施設する場合の工事費は，b にかかわらず，別表14（スポットネットワーク方式の工事費の算式）により算定いたします。

なお，スポットネットワーク方式とは，当社が技術的，経済的に必要と認めた場合に，原則として３回線の当社の電線路から，それぞれの回線ごとに施設していただいた変圧器の２次側母線で常時並行して供給を受ける方式をいいます。

(ﾛ)　当社負担額

新増加接続送電サービス契約電力１キロワットにつき	5,500円　00銭

ロ　契約者が新たに接続供給を開始し，または接続送電サービス契約電力を増加される場合で，使用開始後３年以内の供給設備を利用して当社が供給するときは，新たな利用部分を新たに施設される供給側接続設備とみなします。

72　供給地点への特別供給設備等の工事費の算定	72　供給地点への特別供給設備等の工事費の算定
~~(6)　高圧で供給する場合で，予備供給設備の工事費を~~69（一般供給設備の工事費負担金）(1)イに定める超過こう長１メートル当たりの金額にもとづいて算定することが適当と認められる~~とき~~は，(1)または(2)にかかわらず，その工事費を69（一般供給設備の工事費負担金）(1)イにもとづいて算定いたします。この場合，超過こう長１メートル当たりの金額を新たに施設される供給側接続設備の全工事こう長に適用して工事費を算定いたします。	(6)　70（供給地点への特別供給設備の工事費負担金）(2)の場合（特別高圧で供給する場合は，標準電圧20,000ボルト，30,000ボルトまたは70,000ボルトの電圧で当社が供給するときに限ります。）の工事費は，次のとおりといたします。 イ　高圧で供給する場合 69（一般供給設備の工事費負担金）(1)イに定める超過こう長１メートル当たりの金額にもとづいて算定することが適当と認められる場合は，(1)または(2)にかかわらず，その工事費を69（一般供給設備の工事費負担金）(1)イにもとづいて算定いたします。この場合，超過こう長１メートル当たりの金額を新たに施設される供給側接続設備の全工事こう長に適用して工事費を算定いたします。
~~(7)　特別高圧で供給する場合，予備供給設備の工事費は，~~契約者が標準設計をこえる設計によることを希望される~~とき~~を除き，(1)にかかわらず，69（一般供給設備の工事費負担金）(2)イ(イ)およびロによって算定いたします。 なお，21（予備送電サービス）によって当社が供給する場合で，一般供給設備と予備供給設備とをあわせて施設するときの予備供給設備の工事費は，69（一般供給設備の工事費負担金）(2)イ(イ)の該当欄の単価の20パーセントを適用して算定いたします。	ロ　特別高圧で供給する場合 契約者が標準設計をこえる設計によることを希望される場合を除き，(1)にかかわらず，69（一般供給設備の工事費負担金）(2)イ(イ)およびロによって算定いたします。 なお，21（予備送電サービス）によって当社が供給する場合で，一般供給設備と予備供給設備とをあわせて施設するときの予備供給設備の工事費は，69（一般供給設備の工事費負担金）(2)イ(イ)の該当欄の単価の20パーセントを適用して算定いたします。

~~(8)~~　低圧または高圧で供給する場合で，工事費を当社が定める単位当たりの金額にもとづいて算定することが適当と認められるとき（(3)および(6)の場合を除きます。）は，(1)または(2)にかかわらず，工事費を当該金額にもとづいて算定いたします。	(7)　低圧または高圧で供給する場合で，工事費を当社が定める単位当たりの金額にもとづいて算定することが適当と認められるとき（(3)および(6)イの場合を除きます。）は，(1)または(2)にかかわらず，工事費を当該金額にもとづいて算定いたします。
~~(9)~~　特例区域等の契約者が新たに接続供給を開始し，または接続送電サービス契約電力を増加される場合（新たに接続供給を開始される場合で，当該接続供給を開始される前から引き続き当社の供給設備を利用され，かつ，下位の供給電圧に変更されるときを除きます。）で，これにともない当社が新たに供給地点への供給設備を施設するときには，当社は，69（一般供給設備の工事費負担金）または70（供給地点への特別供給設備の工事費負担金）にかかわらず，その工事費の全額を工事費負担金として契約者から申し受けます。 なお，この場合の工事費負担金は，70（供給地点への特別供給設備の工事費負担金）の場合に準じて算定いたします。	(8)　特例区域等の契約者が新たに接続供給を開始し，または接続送電サービス契約電力を増加される場合（新たに接続供給を開始される場合で，当該接続供給を開始される前から引き続き当社の供給設備を利用され，かつ，下位の供給電圧に変更されるときを除きます。）で，これにともない当社が新たに供給地点への供給設備を施設するときには，当社は，69（一般供給設備の工事費負担金）または70（供給地点への特別供給設備の工事費負担金）にかかわらず，その工事費の全額を工事費負担金として契約者から申し受けます。 なお，この場合の工事費負担金は，70（供給地点への特別供給設備の工事費負担金）の場合に準じて算定いたします。
~~(10)~~　分割接続供給の場合の供給地点への特別供給設備等の工事費負担金は，70（供給地点への特別供給設備の工事費負担金），71（供給地点への供給設備を変更する場合の工事費負担金）または~~(9)~~の場合に準じて算定し，双方の契約者と当社との協議のうえ，一方または双方の契約者から申し受けます。この場合，工事費負担金の算定上，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービス契約電力を接続送電サービス契約電力とみなします。	(9)　分割接続供給の場合の供給地点への特別供給設備等の工事費負担金は，70（供給地点への特別供給設備の工事費負担金），71（供給地点への供給設備を変更する場合の工事費負担金）または(8)の場合に準じて算定し，双方の契約者と当社との協議のうえ，一方または双方の契約者から申し受けます。この場合，工事費負担金の算定上，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービス契約電力を接続送電サービス契約電力とみなします。
73　工事費負担金の申受けおよび精算 (1)　当社は，工事費負担金を原則として工事着手前に契約者または発電契約者から申し受けます。	**73　工事費負担金の申受けおよび精算** (1)　当社は，工事費負担金を原則として工事着手前に契約者または発電契約者から申し受けます。

なお，9（検討および契約の申込み）(4)にもとづき系統連系保証金を申し受けた場合は，系統連系保証金を工事費負担金に充当いたします。	なお，9（検討および契約の申込み）(4)にもとづき系統連系保証金を申し受けた場合または51（契約の変更）(6)ハにもとづき混雑緩和プロセスに関する保証金を申し受けた場合は，系統連系保証金または混雑緩和プロセスに関する保証金を工事費負担金に充当いたします。
74　供給開始に至らないで契約を廃止または変更される場合の費用の申受け	74　供給開始に至らないで契約を廃止または変更される場合等の費用の申受け
	(3)　混雑緩和プロセスにともなう供給設備の変更を中止される場合等の費用の申受け 混雑緩和プロセスにともない供給設備の一部または全部を変更した後，発電契約者または発電者の都合によって供給設備の変更を中止される場合等は，当社は，要した費用の実費を発電契約者から申し受けます。ただし，発電契約者との間で混雑緩和プロセスにもとづき工事費負担金補償金を定める場合は，供給設備の工事を行なう前であっても，原則としてその金額を発電契約者から申し受けます。 なお，電力広域的運営推進機関送配電等業務指針に定める混雑緩和プロセスに関する保証金を返還する事情に該当する場合は，当社は，混雑緩和プロセスに関する保証金をお返しいたします。 また，実際に供給設備の工事を行なわなかった場合であっても，測量監督等に費用を要したときは，その実費を発電契約者から申し受けます。

旧	新
附　　則	**附　　則**
1　実施期日 この約款は，~~2024~~年~~10~~月１日から実施いたします。	**1　実施期日** この約款は，2025年4月１日から実施いたします。
2　揚水発電設備等が設置された需要場所に接続供給を行なう場合の特別措置 (1)に定める適用範囲に該当する接続供給契約で，あらかじめ契約者から申出がある場合は，料金および必要となるその他の供給条件は次のとおりといたします。 (1)　適用範囲 イ　~~揚水発電設備または蓄電池（以下「~~揚水発電設備等~~」といいます。）~~が設置された需要場所に供給され揚水または蓄電された接続供給に係る電気が，当該需要場所以外の需要場所に託送供給される場合であること。 ロ　イの接続供給に係る電気と，それ以外の電気（揚水発電設備等が設置された需要場所内で使用される電気や揚水発電設備等が設置された需要場所内で発電または放電された電気等をいいます。）とを，物理的に区分する等，何らかの方法で明確に区分が可能となるよう措置されており，(ｲ)および(ﾛ)を明確に区分して定めることが可能であること。ただし，技術上，経済上やむをえない場合等特別の事情がある場合は，(ｲ)および(ﾛ)をあらかじめ契約者と当社との協議により定めることがあります。 (ｲ)　当該供給地点におけるイの接続供給に係る電気に相当する最大電力（キロワット）または最大容量（キロボルトアンペア）（以下「揚水最大電力等」といいます。）およびそれ以外の電気の最大電力または最大容量（以下「その他最大電力等」といいます。） (ﾛ)　当該供給地点におけるイの接続供給に係る電気に相当する電力量（以下「揚水等接続供給電力量」といいます。）およびそれ以外の電気の電力量（以下「その他接続供給電力量」といいます。） ハ　イおよびロにおける揚水発電設備等については，あらかじめ定められた順序または手続き等にしたがって揚水または蓄電および発電または放電を制御することが可能なものであること。	**2　揚水発電設備等が設置された需要場所に接続供給を行なう場合の特別措置** (1)に定める適用範囲に該当する接続供給契約で，あらかじめ契約者から申出がある場合は，料金および必要となるその他の供給条件は次のとおりといたします。 (1)　適用範囲 イ　揚水発電設備等が設置された需要場所に供給され揚水または蓄電された接続供給に係る電気が，当該需要場所以外の需要場所に託送供給される場合であること。 ロ　イの接続供給に係る電気と，それ以外の電気（揚水発電設備等が設置された需要場所内で使用される電気や揚水発電設備等が設置された需要場所内で発電または放電された電気等をいいます。）とを，物理的に区分する等，何らかの方法で明確に区分が可能となるよう措置されており，(ｲ)および(ﾛ)を明確に区分して定めることが可能であること。ただし，技術上，経済上やむをえない場合等特別の事情がある場合は，(ｲ)および(ﾛ)をあらかじめ契約者と当社との協議により定めることがあります。 (ｲ)　当該供給地点におけるイの接続供給に係る電気に相当する最大電力（キロワット）または最大容量（キロボルトアンペア）（以下「揚水最大電力等」といいます。）およびそれ以外の電気の最大電力または最大容量（以下「その他最大電力等」といいます。） (ﾛ)　当該供給地点におけるイの接続供給に係る電気に相当する電力量（以下「揚水等接続供給電力量」といいます。）およびそれ以外の電気の電力量（以下「その他接続供給電力量」といいます。） ハ　イおよびロにおける揚水発電設備等については，あらかじめ定められた順序または手続き等にしたがって揚水または蓄電および発電または放電を制御することが可能なものであること。

旧	新
3　発電量調整供給契約についての特別措置〔再生可能エネルギー発電設備〕 ⑴　契約者が特定契約を締結している場合または特定送配電事業者が特定契約を締結している場合もしくは契約者が当社と再生可能エネルギー電気卸供給契約を締結し，指定した再生可能エネルギー発電設備から電気を調達する場合は，原則として，契約者または特定送配電事業者との間で発電量調整供給契約を締結し，特例発電バランシンググループを設定していただきます。この場合，契約者が締結する特定契約に係る発電設備，特定送配電事業者が締結する特定契約に係る発電設備および当社との再生可能エネルギー電気卸供給契約に係る発電設備は，同一のバランシンググループに属することはできないものといたします。	3　発電量調整供給契約についての特別措置〔再生可能エネルギー発電設備〕 ⑴　契約者が特定契約を締結している場合または特定送配電事業者が特定契約を締結している場合もしくは契約者が当社と再生可能エネルギー電気卸供給契約を締結し，指定した再生可能エネルギー発電設備から電気を調達する場合は，原則として，契約者または特定送配電事業者との間で発電量調整供給契約を締結し，特例発電バランシンググループを設定していただきます。この場合，契約者が締結する特定契約に係る再生可能エネルギー発電設備，特定送配電事業者が締結する特定契約に係る再生可能エネルギー発電設備および当社との再生可能エネルギー電気卸供給契約に係る再生可能エネルギー発電設備は，同一のバランシンググループに属することはできないものといたします。
7　損害賠償の免責についての特別措置〔再生可能エネルギー発電設備〕 発電者が再生可能エネルギー特別措置法附則第４条第１項に定める旧特定供給者に該当する場合で，39（給電指令の実施等）によって発電者の発電を制限し，または中止したことにより，発電者が損害（再生可能エネルギー特別措置法施行規則第14条第８号トにおいて特定契約申込者が補償を求めることができるとされている場合の損害に限ります。）を受けたときは，49（損害賠償の免責）⑴にかかわらず，発電契約者の求めに応じ，当社は，当該損害について，再生可能エネルギー特別措置法施行規則第14条第８号トに定める額を限度として，補償するものといたします。 なお，当社は，同一の原因により発電契約者または発電者の受けた当該損害について，賠償の責めを負いません。	7　損害賠償の免責についての特別措置〔再生可能エネルギー発電設備〕 発電者が再生可能エネルギー特別措置法附則第４条第１項に定める旧特定供給者に該当する場合で，39（給電指令の実施等）によって発電者の発電もしくは放電を制限し，または中止したことにより，発電者が損害（再生可能エネルギー特別措置法施行規則第14条第８号トにおいて特定契約申込者が補償を求めることができるとされている場合の損害に限ります。）を受けたときは，49（損害賠償の免責）⑴にかかわらず，発電契約者の求めに応じ，当社は，当該損害について，再生可能エネルギー特別措置法施行規則第14条第８号トに定める額を限度として，補償するものといたします。 なお，当社は，同一の原因により発電契約者または発電者の受けた当該損害について，賠償の責めを負いません。
9　軽負荷期等における電気の使用に係る特別措置 ⑴　需要者の発電設備の停止または出力の抑制により生じた不足電力の補給にあてるための電気を使用される場合における特別措置 イに定める適用範囲に該当する接続供給契約で，あらかじめ契約者からこの特別措置の適用の申出がある場合の料金および必要となるその他の供給条件は，当分の間，次のとおりといたします。	9　軽負荷期等における電気の使用に係る特別措置 ⑴　需要者の発電設備の停止または出力の抑制により生じた不足電力の補給にあてるための電気を使用される場合における特別措置 イに定める適用範囲に該当する接続供給契約で，あらかじめ契約者からこの特別措置の適用の申出がある場合の料金および必要となるその他の供給条件は，当分の間，次のとおりといたします。

イ　適用範囲 契約者が次の時間帯に，19（接続送電サービス）⑵ニによって接続送電サービス契約電力を定める供給地点において，需要者の発電設備の停止または出力の抑制により生じた不足電力の補給にあてるための電気を使用する場合に適用いたします。 ⑴　軽負荷期（毎年４月１日から５月31日までおよび10月１日から11月30日までの期間をいいます。）における平日（毎年10月1日から11月30日までの期間を除きます。），土曜日，日曜日，「国民の祝日に関する法律」に規定する休日の午前８時から午後４時までの時間 ⑵　再生可能エネルギー発電設備出力抑制対象時間（当社が再生可能エネルギー発電設備の出力抑制の可能性または出力抑制の要請を公表した場合における当該出力抑制の対象となる時間帯をいいます。） ロ　特別措置の適用申込みおよび使用の申出 ⑴　契約者は，この特別措置の適用を希望する供給地点に係る事項（需要者の名称，需要場所〔供給地点特定番号を含みます。〕）を明らかにして，当社所定の様式により，申込みをしていただきます。 ⑵　原則として，当社が指定する期限までに，使用の申出をしていただきます。 ⑶　15（供給および契約の単位）⑵ロによって当社が分割接続供給を行なう場合で，この特別措置の適用を希望され，需要者の発電設備の停止または出力の抑制により生じた不足電力の補給にあてるための電気を使用されるときは，あらかじめ双方の契約者で協議のうえ，⑴および⑵に準じて，申込みおよび申出をしていただきます。 ハ　接続送電サービス契約電力 接続送電サービス契約電力は，19（接続送電サービス）⑵ニによって定めた値といたします。 なお，19（接続送電サービス）⑵ニの不足電力の補給にあてるための電気の供給分以外の供給分の算定上，この特別措置により電気を使用されたその１月の最大需要電力等は，その１月の最大需要電力等から19（接続送電サービス）⑵ニの契約者と当社との協議によって定めた値を差し引いたものといたします。	イ　適用範囲 契約者が次の時間帯に，19（接続送電サービス）⑵ニによって接続送電サービス契約電力を定める供給地点において，需要者の発電設備の停止または出力の抑制により生じた不足電力の補給にあてるための電気を使用する場合に適用いたします。 ⑴　軽負荷期（毎年４月１日から５月31日までおよび10月１日から11月30日までの期間をいいます。）における平日（毎年10月1日から11月30日までの期間を除きます。），土曜日，日曜日，「国民の祝日に関する法律」に規定する休日の午前８時から午後４時までの時間 ⑵　再生可能エネルギー発電設備出力抑制対象時間（当社が再生可能エネルギー発電設備の出力抑制の可能性または出力抑制の要請を公表した場合における当該出力抑制の対象となる時間帯をいいます。） ロ　特別措置の適用申込みおよび使用の申出 ⑴　契約者は，この特別措置の適用を希望する供給地点に係る事項（需要者の名称，需要場所〔供給地点特定番号を含みます。〕）を明らかにして，当社所定の様式により，申込みをしていただきます。 ⑵　原則として，当社が指定する期限までに，使用の申出をしていただきます。 ⑶　15（供給および契約の単位）⑵ロによって当社が分割接続供給を行なう場合で，この特別措置の適用を希望され，需要者の発電設備の停止または出力の抑制により生じた不足電力の補給にあてるための電気を使用されるときは，あらかじめ双方の契約者で協議のうえ，⑴および⑵に準じて，申込みおよび申出をしていただきます。 ハ　接続送電サービス契約電力 接続送電サービス契約電力は，19（接続送電サービス）⑵ニによって定めた値といたします。 なお，19（接続送電サービス）⑵ニの不足電力の補給にあてるための電気の供給分以外の供給分の算定上，この特別措置により電気を使用されたその１月の最大需要電力等は，その１月の最大需要電力等から19（接続送電サービス）⑵ニの契約者と当社との協議によって定めた値を差し引いたものといたします。

また，１年間を通じての最大需要電力等が夜間時間に発生するときの昼間時間最大電力は，19（接続送電サービス）⑷ロにかかわらず，⑴とし，ピークシフト電力は，19（接続送電サービス）⑷ハにかかわらず，⑵といたします。

⑴　昼間時間最大電力

昼間時間最大電力は，需要場所における負荷設備および受電設備の内容，１年間を通じての昼間時間における最大の負荷，同一業種の負荷率，操業度等を基準として，契約者と当社との協議~~（分割接続供給の場合は，それぞれの契約者に係る昼間時間最大電力とあわせて，33〔料金の算定〕⑿にもとづき料金の調整を行なうために，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用したときの昼間時間最大電力を双方の契約者と当社との協議によって定めます。）~~により，適用の対象とする供給地点ごとに定めます。ただし，19（接続送電サービス）⑵イによって接続送電サービス契約電力を定める場合の昼間時間最大電力は，１年を通じての昼間時間における接続供給電力（分割接続供給の場合は，33〔料金の算定〕⑿にもとづき料金の調整を行なうために，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用したときの接続供給電力は仕訳前の~~接続供給~~電力量によって算定いたします。）の最大値といたします。また，19（接続送電サービス）⑵ニによって接続送電サービス契約電力を定める場合で，需要者の発電設備の検査，補修，事故（停電による停止等を含みます。）または，当社が，イ⑴または⑵の時間帯に，需要者の発電設備を停止または出力を抑制したことにより生じた不足電力の補給にあてるための電気の供給分以外の供給分について，19（接続送電サービス）⑵イに準じて値を定めるときの昼間時間最大電力は，昼間時間における30分ごとの接続供給電力量からその30分の当該電気の使用分（契約者と当社との協議によりあらかじめ定めた方法によって算定いたします。）を差し引いた値を２倍した値~~（分割接続供給の場合は，33〔料金の算定〕⑿にもとづき料金の調整を行なうために，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用したときの昼間時間最大電力は仕訳前の接続供給電力量によって算定いたします。）~~の１年を通じての最大値に，19（接続送電サービス）⑵ニで原則として需要者の発電設備の容量を基準として契約者と当社との協議によって定めた値を加えたものといたします。

また，１年間を通じての最大需要電力等が夜間時間に発生するときの昼間時間最大電力は，19（接続送電サービス）⑷ロにかかわらず，⑴とし，ピークシフト電力は，19（接続送電サービス）⑷ハにかかわらず，⑵といたします。

⑴　昼間時間最大電力

昼間時間最大電力は，需要場所における負荷設備および受電設備の内容，１年間を通じての昼間時間における最大の負荷，同一業種の負荷率，操業度等を基準として，契約者と当社との協議により，適用の対象とする供給地点ごとに定めます。また，分割接続供給の場合は，それぞれの契約者に係る昼間時間最大電力とあわせて，33（料金の算定）⑿にもとづき料金の調整を行なうために，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用したときの昼間時間最大電力を双方の契約者と当社との協議によって定めます。ただし，19（接続送電サービス）⑵イによって接続送電サービス契約電力を定める場合の昼間時間最大電力は，１年を通じての昼間時間における接続供給電力（分割接続供給の場合は，33〔料金の算定〕⑿にもとづき料金の調整を行なうために，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用したときの接続供給電力は仕訳前の電力量によって算定いたします。）の最大値といたします。また，19（接続送電サービス）⑵ニによって接続送電サービス契約電力を定める場合で，需要者の発電設備の検査，補修，事故（停電による停止等を含みます。）または，当社が，イ⑴または⑵の時間帯に，需要者の発電設備を停止または出力を抑制したことにより生じた不足電力の補給にあてるための電気の供給分以外の供給分について，19（接続送電サービス）⑵イに準じて値を定めるときの昼間時間最大電力は，昼間時間における30分ごとの接続供給電力量（分割接続供給の場合は，33〔料金の算定〕⑿にもとづき料金の調整を行なうために，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用したときの接続供給電力量は仕訳前の電力量といたします。）からその30分の当該電気の使用分（契約者と当社との協議によりあらかじめ定めた方法によって算定いたします。）を差し引いた値を２倍した値の１年を通じての最大値に，19（接続送電サービス）⑵ニで原則として需要者の発電設備の容量を基準として契約者と当社との協議によって定めた値を加えたものといたします。

㈡　ピークシフト電力 ピークシフト電力は，需要者の負荷移行により昼間時間から夜間時間に移行された増分電力をいい，適用の対象とする供給地点ごとに，１月につき次のとおり算定いたします。また，分割接続供給の場合は，それぞれの契約者に係るピークシフト電力とあわせて，33（料金の算定）⑿にもとづき料金の調整を行なうために，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用したときのピークシフト電力を，１月につき次のとおり算定いたします。 なお，19（接続送電サービス）⑵イによって接続送電サービス契約電力を定める場合は，次の式における適用の対象とする供給地点の接続送電サービス契約電力は，当該供給地点の１年を通じての夜間時間における最大需要電力等といたします。 また，19（接続送電サービス）⑵ニによって接続送電サービス契約電力を定める場合で，需要者の発電設備の検査，補修，事故（停電による停止等を含みます。）または，当社が，イ㈠または㈡の時間帯に，需要者の発電設備を停止または出力を抑制したことにより生じた不足電力の補給にあてるための電気の供給分以外の供給分について，19（接続送電サービス）⑵イに準じて値を定めるときは，次の式における適用の対象とする供給地点の接続送電サービス契約電力は，当該供給地点の夜間時間における30分ごとの接続供給電力量からその30分の当該不足電力の補給にあてるための電気の使用分（契約者と当社との協議によりあらかじめ定めた方法によって算定いたします。）を差し引いた値を２倍した値の１年を通じての最大値に，19（接続送電サービス）⑵ニで原則として需要者の発電設備の容量を基準として契約者と当社との協議によって定めた値を加えたものといたします。 ピークシフト電力 ＝適用の対象とする供給地点の接続送電サービス契約電力 －当該供給地点の昼間時間最大電力 なお，各月の昼間時間における接続供給電力の最大値の実績等から，ピークシフト電力が不適当と認められる場合には，すみやかに昼間時間最大電力を修正のうえ，ピークシフト電力を適正なものに変更していただきます。	㈡　ピークシフト電力 ピークシフト電力は，需要者の負荷移行により昼間時間から夜間時間に移行された増分電力をいい，適用の対象とする供給地点ごとに，１月につき次のとおり算定いたします。また，分割接続供給の場合は，それぞれの契約者に係るピークシフト電力とあわせて，33（料金の算定）⑿にもとづき料金の調整を行なうために，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用したときのピークシフト電力を，１月につき次のとおり算定いたします。 なお，19（接続送電サービス）⑵イによって接続送電サービス契約電力を定める場合は，次の式における適用の対象とする供給地点の接続送電サービス契約電力は，当該供給地点の１年を通じての夜間時間における最大需要電力等といたします。 また，19（接続送電サービス）⑵ニによって接続送電サービス契約電力を定める場合で，需要者の発電設備の検査，補修，事故（停電による停止等を含みます。）または，当社が，イ㈠または㈡の時間帯に，需要者の発電設備を停止または出力を抑制したことにより生じた不足電力の補給にあてるための電気の供給分以外の供給分について，19（接続送電サービス）⑵イに準じて値を定めるときは，次の式における適用の対象とする供給地点の接続送電サービス契約電力は，当該供給地点の夜間時間における30分ごとの接続供給電力量からその30分の当該不足電力の補給にあてるための電気の使用分（契約者と当社との協議によりあらかじめ定めた方法によって算定いたします。）を差し引いた値を２倍した値の１年を通じての最大値に，19（接続送電サービス）⑵ニで原則として需要者の発電設備の容量を基準として契約者と当社との協議によって定めた値を加えたものといたします。 ピークシフト電力 ＝適用の対象とする供給地点の接続送電サービス契約電力 －当該供給地点の昼間時間最大電力 なお，各月の昼間時間における接続供給電力の最大値の実績等から，ピークシフト電力が不適当と認められる場合には，すみやかに昼間時間最大電力を修正のうえ，ピークシフト電力を適正なものに変更していただきます。

ニ　接続送電サービス料金 この特別措置により電気を使用したときの基本料金は，19（接続送電サービス）(3)ロ(ｲ) c (a)，(ﾛ) c (a)，ハ(ｲ) c (a)または(ﾛ) c (a)における需要者の発電設備の検査，補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気をまったく使用しないときに準じて算定いたします。ただし，その１月にこの特別措置により電気を使用し，かつ，需要者の発電設備の検査，補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気を使用したときの基本料金は，19（接続送電サービス）(3)ロ(ｲ) c (a)，(ﾛ) c (a)，ハ(ｲ) c (a)または(ﾛ) c (a)に準じて算定いたします。 ホ　そ の 他 (ｲ)　当社は，契約者との間で，この特別措置の適用に必要となる事項について，別途覚書を締結することがあります。 (ﾛ)　当社は，電気の需給状況その他によってやむをえない場合には，この特別措置の適用をしないことがあります。 (2)　１年間を通じての最大需要電力等が負荷移行先時間に発生する場合の取扱いについての特別措置 イ　19（接続送電サービス）(4)の適用を受ける供給地点において，需要者が軽負荷期における土曜日の午前８時から午後４時までの時間または再生可能エネルギー発電設備出力抑制対象時間に負荷移行を行ない，１年間を通じての最大需要電力等が負荷移行先時間（夜間時間，軽負荷期における土曜日の午前８時から午後４時までの時間および再生可能エネルギー発電設備出力抑制対象時間をいいます。）に発生する場合で，契約者と当社との協議が~~整った~~ときのその供給地点の各月の接続送電サービス料金は，当分の間，19（接続送電サービス）(4)にかかわらず，19（接続送電サービス）(3)によって算定された金額から(ｲ)によって算定されたピークシフト割引額を差し引いたものといたします。 (ｲ)　ピークシフト割引額 ピークシフト割引額は，19（接続送電サービス）(4)イに準じて算定された金額といたします。この場合，19（接続送電サービス）(4)イにいうハのピークシフト電力は，(ﾊ)のピークシフト電力といたします。	ニ　接続送電サービス料金 この特別措置により電気を使用したときの基本料金は，19（接続送電サービス）(3)ロ(ｲ) c (a)，(ﾛ) c (a)，ハ(ｲ) c (a)または(ﾛ) c (a)における需要者の発電設備の検査，補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気をまったく使用しないときに準じて算定いたします。ただし，その１月にこの特別措置により電気を使用し，かつ，需要者の発電設備の検査，補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気を使用したときの基本料金は，19（接続送電サービス）(3)ロ(ｲ) c (a)，(ﾛ) c (a)，ハ(ｲ) c (a)または(ﾛ) c (a)に準じて算定いたします。 ホ　そ の 他 (ｲ)　当社は，契約者との間で，この特別措置の適用に必要となる事項について，別途覚書を締結することがあります。 (ﾛ)　当社は，電気の需給状況その他によってやむをえない場合には，この特別措置の適用をしないことがあります。 (2)　１年間を通じての最大需要電力等が負荷移行先時間に発生する場合の取扱いについての特別措置 イ　19（接続送電サービス）(4)の適用を受ける供給地点において，需要者が軽負荷期における土曜日の午前８時から午後４時までの時間または再生可能エネルギー発電設備出力抑制対象時間に負荷移行を行ない，１年間を通じての最大需要電力等が負荷移行先時間（夜間時間，軽負荷期における土曜日の午前８時から午後４時までの時間および再生可能エネルギー発電設備出力抑制対象時間をいいます。）に発生する場合で，契約者と当社との協議がととのったときのその供給地点の各月の接続送電サービス料金は，当分の間，19（接続送電サービス）(4)にかかわらず，19（接続送電サービス）(3)によって算定された金額から(ｲ)によって算定されたピークシフト割引額を差し引いたものといたします。 (ｲ)　ピークシフト割引額 ピークシフト割引額は，19（接続送電サービス）(4)イに準じて算定された金額といたします。この場合，19（接続送電サービス）(4)イにいうハのピークシフト電力は，(ﾊ)のピークシフト電力といたします。

㈡　負荷移行元時間最大電力 １年間を通じての負荷移行元時間（負荷移行先時間以外の時間をいいます。）における最大の接続供給電力（以下「負荷移行元時間最大電力」といいます。）は，需要場所における負荷設備および受電設備の内容，１年間を通じての負荷移行元時間における最大の負荷，同一業種の負荷率，操業度等を基準として，契約者と当社との協議~~（分割接続供給の場合は，それぞれの契約者に係る負荷移行元時間最大電力とあわせて，33〔料金の算定〕⑿にもとづき料金の調整を行なうために，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用したときの負荷移行元時間最大電力を双方の契約者と当社との協議によって定めます。）~~により，適用の対象とする供給地点ごとに定めます。ただし，19（接続送電サービス）⑵イによって接続送電サービス契約電力を定める場合の負荷移行元時間最大電力は，１年を通じての負荷移行元時間における接続供給電力（分割接続供給の場合は，33〔料金の算定〕⑿にもとづき料金の調整を行なうために，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用したときの接続供給電力は仕訳前の~~接続供給~~電力量によって算定いたします。）の最大値といたします。また，19（接続送電サービス）⑵ニによって接続送電サービス契約電力を定める場合で，需要者の発電設備の検査，補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気の供給分以外の供給分について，19（接続送電サービス）⑵イに準じて値を定めるときの負荷移行元時間最大電力は，負荷移行元時間における30分ごとの接続供給電力量からその30分の当該電気の使用分（契約者と当社との協議によりあらかじめ定めた方法によって算定いたします。）を差し引いた値を２倍した値~~（分割接続供給の場合は，33〔料金の算定〕⑿にもとづき料金の調整を行なうために，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用したときの負荷移行元時間最大電力は仕訳前の接続供給電力量によって算定いたします。）~~の１年を通じての最大値に，19（接続送電サービス）⑵ニで原則として需要者の発電設備の容量を基準として契約者と当社との協議によって定めた値を加えたものといたします。	㈡　負荷移行元時間最大電力 １年間を通じての負荷移行元時間（負荷移行先時間以外の時間をいいます。）における最大の接続供給電力（以下「負荷移行元時間最大電力」といいます。）は，需要場所における負荷設備および受電設備の内容，１年間を通じての負荷移行元時間における最大の負荷，同一業種の負荷率，操業度等を基準として，契約者と当社との協議により，適用の対象とする供給地点ごとに定めます。また，分割接続供給の場合は，それぞれの契約者に係る負荷移行元時間最大電力とあわせて，33（料金の算定）⑿にもとづき料金の調整を行なうために，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用したときの負荷移行元時間最大電力を双方の契約者と当社との協議によって定めます。ただし，19（接続送電サービス）⑵イによって接続送電サービス契約電力を定める場合の負荷移行元時間最大電力は，１年を通じての負荷移行元時間における接続供給電力（分割接続供給の場合は，33〔料金の算定〕⑿にもとづき料金の調整を行なうために，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用したときの接続供給電力は仕訳前の電力量によって算定いたします。）の最大値といたします。また，19（接続送電サービス）⑵ニによって接続送電サービス契約電力を定める場合で，需要者の発電設備の検査，補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気の供給分以外の供給分について，19（接続送電サービス）⑵イに準じて値を定めるときの負荷移行元時間最大電力は，負荷移行元時間における30分ごとの接続供給電力量（分割接続供給の場合は，33〔料金の算定〕⑿にもとづき料金の調整を行なうために，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用したときの接続供給電力量は仕訳前の電力量といたします。）からその30分の当該電気の使用分（契約者と当社との協議によりあらかじめ定めた方法によって算定いたします。）を差し引いた値を２倍した値の１年を通じての最大値に，19（接続送電サービス）⑵ニで原則として需要者の発電設備の容量を基準として契約者と当社との協議によって定めた値を加えたものといたします。

㈠　ピークシフト電力 ピークシフト電力は，適用の対象とする供給地点ごとに，１月につき次のとおり算定いたします。また，分割接続供給の場合は，それぞれの契約者に係るピークシフト電力とあわせて，33（料金の算定）⑿にもとづき料金の調整を行なうために，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用したときのピークシフト電力を，１月につき次のとおり算定いたします。 なお，19（接続送電サービス）⑵イによって接続送電サービス契約電力を定める場合は，次の式における適用の対象とする供給地点の接続送電サービス契約電力は，当該供給地点の１年を通じての負荷移行先時間における最大需要電力等といたします。 また，19（接続送電サービス）⑵ニによって接続送電サービス契約電力を定める場合で，需要者の発電設備の検査，補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気の供給分以外の供給分について，19（接続送電サービス）⑵イに準じて値を定めるときは，次の式における適用の対象とする供給地点の接続送電サービス契約電力は，当該供給地点の負荷移行先時間における30分ごとの接続供給電力量からその30分の当該不足電力の補給にあてるための電気の使用分（契約者と当社との協議によりあらかじめ定めた方法によって算定いたします。）を差し引いた値を２倍した値の１年を通じての最大値に，19（接続送電サービス）⑵ニで原則として需要者の発電設備の容量を基準として契約者と当社との協議によって定めた値を加えたものといたします。 ピークシフト電力 ＝適用の対象とする供給地点の接続送電サービス契約電力 －当該供給地点の負荷移行元時間最大電力 なお，各月の負荷移行元時間における接続供給電力の最大値の実績等から，ピークシフト電力が不適当と認められる場合には，すみやかに負荷移行元時間最大電力を修正のうえ，ピークシフト電力を適正なものに変更していただきます。 ㈡　１年間を通じて負荷移行先時間に最大需要電力等が発生しないことが明らかになった場合等については，この取扱いの適用をただちに解消いたします。	㈠　ピークシフト電力 ピークシフト電力は，適用の対象とする供給地点ごとに，１月につき次のとおり算定いたします。また，分割接続供給の場合は，それぞれの契約者に係るピークシフト電力とあわせて，33（料金の算定）⑿にもとづき料金の調整を行なうために，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用したときのピークシフト電力を，１月につき次のとおり算定いたします。 なお，19（接続送電サービス）⑵イによって接続送電サービス契約電力を定める場合は，次の式における適用の対象とする供給地点の接続送電サービス契約電力は，当該供給地点の１年を通じての負荷移行先時間における最大需要電力等といたします。 また，19（接続送電サービス）⑵ニによって接続送電サービス契約電力を定める場合で，需要者の発電設備の検査，補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気の供給分以外の供給分について，19（接続送電サービス）⑵イに準じて値を定めるときは，次の式における適用の対象とする供給地点の接続送電サービス契約電力は，当該供給地点の負荷移行先時間における30分ごとの接続供給電力量からその30分の当該不足電力の補給にあてるための電気の使用分（契約者と当社との協議によりあらかじめ定めた方法によって算定いたします。）を差し引いた値を２倍した値の１年を通じての最大値に，19（接続送電サービス）⑵ニで原則として需要者の発電設備の容量を基準として契約者と当社との協議によって定めた値を加えたものといたします。 ピークシフト電力 ＝適用の対象とする供給地点の接続送電サービス契約電力 －当該供給地点の負荷移行元時間最大電力 なお，各月の負荷移行元時間における接続供給電力の最大値の実績等から，ピークシフト電力が不適当と認められる場合には，すみやかに負荷移行元時間最大電力を修正のうえ，ピークシフト電力を適正なものに変更していただきます。 ㈡　１年間を通じて負荷移行先時間に最大需要電力等が発生しないことが明らかになった場合等については，この取扱いの適用をただちに解消いたします。

なお，それが19（接続送電サービス）⑷の取扱い適用後１年に満たない場合は，既に適用したピークシフト割引額（19〔接続送電サービス〕⑷によって適用したピークシフト割引額を含みます。）の合計金額をこの取扱いの適用が解消された月の接続送電サービス料金に加算したものをその月の接続送電サービス料金として算定いたします。 また，この取扱いの適用が解消された後１年に満たない場合は，この取扱いを適用いたしません。	なお，それが19（接続送電サービス）⑷の取扱い適用後１年に満たない場合は，既に適用したピークシフト割引額（19〔接続送電サービス〕⑷によって適用したピークシフト割引額を含みます。）の合計金額をこの取扱いの適用が解消された月の接続送電サービス料金に加算したものをその月の接続送電サービス料金として算定いたします。 また，この取扱いの適用が解消された後１年に満たない場合は，この取扱いを適用いたしません。
㈱　この特別措置の適用にともない，19（接続送電サービス）⑷ニに該当する場合であっても，19（接続送電サービス）⑷ニに定める適用後１年に満たない場合の取扱いは適用いたしません。	㈱　この特別措置の適用にともない，19（接続送電サービス）⑷ニに該当する場合であっても，19（接続送電サービス）⑷ニに定める適用後１年に満たない場合の取扱いは適用いたしません。
ロ　高圧または特別高圧で供給する場合で，需要者が負荷移行元時間から負荷移行先時間への負荷移行を行なった結果，１年間を通じての最大需要電力等が負荷移行先時間に発生し，かつ，契約者が標準接続送電サービスまたは時間帯別接続送電サービスの適用を受け，契約者と当社との協議が~~整った~~ときのその供給地点の各月の接続送電サービス料金は，当分の間，19（接続送電サービス）⑶によって算定された金額から，㈠によって算定されたピークシフト割引額を差し引いたものといたします。	ロ　高圧または特別高圧で供給する場合で，需要者が負荷移行元時間から負荷移行先時間への負荷移行を行なった結果，１年間を通じての最大需要電力等が負荷移行先時間に発生し，かつ，契約者が標準接続送電サービスまたは時間帯別接続送電サービスの適用を受け，契約者と当社との協議がととのったときのその供給地点の各月の接続送電サービス料金は，当分の間，19（接続送電サービス）⑶によって算定された金額から，㈠によって算定されたピークシフト割引額を差し引いたものといたします。
㈠　ピークシフト割引額 ピークシフト割引額は，19（接続送電サービス）⑷イに準じて算定された金額といたします。この場合，19（接続送電サービス）⑷イにいうハのピークシフト電力は，㈠のピークシフト電力といたします。	㈠　ピークシフト割引額 ピークシフト割引額は，19（接続送電サービス）⑷イに準じて算定された金額といたします。この場合，19（接続送電サービス）⑷イにいうハのピークシフト電力は，㈠のピークシフト電力といたします。

㈡　負荷移行元時間最大電力 １年間を通じての負荷移行元時間最大電力は，需要場所における負荷設備および受電設備の内容，１年間を通じての負荷移行元時間における最大の負荷，同一業種の負荷率，操業度等を基準として，契約者と当社との協議~~（分割接続供給の場合は，それぞれの契約者に係る負荷移行元時間最大電力とあわせて，33〔料金の算定〕⑿にもとづき料金の調整を行なうために，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用したときの負荷移行元時間最大電力を双方の契約者と当社との協議によって定めます。）~~により，適用の対象とする供給地点ごとに定めます。ただし，19（接続送電サービス）⑵イによって接続送電サービス契約電力を定める場合の負荷移行元時間最大電力は，１年を通じての負荷移行元時間における接続供給電力（分割接続供給の場合は，33〔料金の算定〕⑿にもとづき料金の調整を行なうために，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用したときの接続供給電力は仕訳前の~~接続供給~~電力量によって算定いたします。）の最大値といたします。また，19（接続送電サービス）⑵ニによって接続送電サービス契約電力を定める場合で，需要者の発電設備の検査，補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気の供給分以外の供給分について，19（接続送電サービス）⑵イに準じて値を定めるときの負荷移行元時間最大電力は，負荷移行元時間における30分ごとの接続供給電力量からその30分の当該電気の使用分（契約者と当社との協議によりあらかじめ定めた方法によって算定いたします。）を差し引いた値を２倍した値~~（分割接続供給の場合は，33〔料金の算定〕⑿にもとづき料金の調整を行なうために，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用したときの負荷移行元時間最大電力は仕訳前の接続供給電力量によって算定いたします。）~~の１年を通じての最大値に，19（接続送電サービス）⑵ニで原則として需要者の発電設備の容量を基準として契約者と当社との協議によって定めた値を加えたものといたします。	㈡　負荷移行元時間最大電力 １年間を通じての負荷移行元時間最大電力は，需要場所における負荷設備および受電設備の内容，１年間を通じての負荷移行元時間における最大の負荷，同一業種の負荷率，操業度等を基準として，契約者と当社との協議により，適用の対象とする供給地点ごとに定めます。また，分割接続供給の場合は，それぞれの契約者に係る負荷移行元時間最大電力とあわせて，33（料金の算定）⑿にもとづき料金の調整を行なうために，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用したときの負荷移行元時間最大電力を双方の契約者と当社との協議によって定めます。ただし，19（接続送電サービス）⑵イによって接続送電サービス契約電力を定める場合の負荷移行元時間最大電力は，１年を通じての負荷移行元時間における接続供給電力（分割接続供給の場合は，33〔料金の算定〕⑿にもとづき料金の調整を行なうために，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用したときの接続供給電力は仕訳前の電力量によって算定いたします。）の最大値といたします。また，19（接続送電サービス）⑵ニによって接続送電サービス契約電力を定める場合で，需要者の発電設備の検査，補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気の供給分以外の供給分について，19（接続送電サービス）⑵イに準じて値を定めるときの負荷移行元時間最大電力は，負荷移行元時間における30分ごとの接続供給電力量（分割接続供給の場合は，33〔料金の算定〕⑿にもとづき料金の調整を行なうために，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用したときの接続供給電力量は仕訳前の電力量といたします。）からその30分の当該電気の使用分（契約者と当社との協議によりあらかじめ定めた方法によって算定いたします。）を差し引いた値を２倍した値の１年を通じての最大値に，19（接続送電サービス）⑵ニで原則として需要者の発電設備の容量を基準として契約者と当社との協議によって定めた値を加えたものといたします。

㈠　ピークシフト電力 ピークシフト電力は，需要者の負荷移行により負荷移行元時間から負荷移行先時間に移行された増分電力をいい，適用の対象とする供給地点ごとに，１月につき次のとおり算定いたします。また，分割接続供給の場合は，それぞれの契約者に係るピークシフト電力とあわせて，33（料金の算定）⑿にもとづき料金の調整を行なうために，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用したときのピークシフト電力を，１月につき次のとおり算定いたします。 なお，19（接続送電サービス）⑵イによって接続送電サービス契約電力を定める場合は，次の式における適用の対象とする供給地点の接続送電サービス契約電力は，当該供給地点の１年を通じての負荷移行先時間における最大需要電力等といたします。 また，19（接続送電サービス）⑵ニによって接続送電サービス契約電力を定める場合で，需要者の発電設備の検査，補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気の供給分以外の供給分について，19（接続送電サービス）⑵イに準じて値を定めるときは，次の式における適用の対象とする供給地点の接続送電サービス契約電力は，当該供給地点の負荷移行先時間における30分ごとの接続供給電力量からその30分の当該不足電力の補給にあてるための電気の使用分（契約者と当社との協議によりあらかじめ定めた方法によって算定いたします。）を差し引いた値を２倍した値の１年を通じての最大値に，19（接続送電サービス）⑵ニで原則として需要者の発電設備の容量を基準として契約者と当社との協議によって定めた値を加えたものといたします。 ピークシフト電力 ＝適用の対象とする供給地点の接続送電サービス契約電力 －当該供給地点の負荷移行元時間最大電力 なお，各月の負荷移行元時間における接続供給電力の最大値の実績等から，ピークシフト電力が不適当と認められる場合には，すみやかに負荷移行元時間最大電力を修正のうえ，ピークシフト電力を適正なものに変更していただきます。	㈠　ピークシフト電力 ピークシフト電力は，需要者の負荷移行により負荷移行元時間から負荷移行先時間に移行された増分電力をいい，適用の対象とする供給地点ごとに，１月につき次のとおり算定いたします。また，分割接続供給の場合は，それぞれの契約者に係るピークシフト電力とあわせて，33（料金の算定）⑿にもとづき料金の調整を行なうために，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用したときのピークシフト電力を，１月につき次のとおり算定いたします。 なお，19（接続送電サービス）⑵イによって接続送電サービス契約電力を定める場合は，次の式における適用の対象とする供給地点の接続送電サービス契約電力は，当該供給地点の１年を通じての負荷移行先時間における最大需要電力等といたします。 また，19（接続送電サービス）⑵ニによって接続送電サービス契約電力を定める場合で，需要者の発電設備の検査，補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気の供給分以外の供給分について，19（接続送電サービス）⑵イに準じて値を定めるときは，次の式における適用の対象とする供給地点の接続送電サービス契約電力は，当該供給地点の負荷移行先時間における30分ごとの接続供給電力量からその30分の当該不足電力の補給にあてるための電気の使用分（契約者と当社との協議によりあらかじめ定めた方法によって算定いたします。）を差し引いた値を２倍した値の１年を通じての最大値に，19（接続送電サービス）⑵ニで原則として需要者の発電設備の容量を基準として契約者と当社との協議によって定めた値を加えたものといたします。 ピークシフト電力 ＝適用の対象とする供給地点の接続送電サービス契約電力 －当該供給地点の負荷移行元時間最大電力 なお，各月の負荷移行元時間における接続供給電力の最大値の実績等から，ピークシフト電力が不適当と認められる場合には，すみやかに負荷移行元時間最大電力を修正のうえ，ピークシフト電力を適正なものに変更していただきます。

㈡　１年間を通じて負荷移行先時間に最大需要電力等が発生しないことが明らかになった場合等については，この取扱いの適用をただちに解消いたします。 　なお，それがこの取扱い適用後１年に満たない場合は，既に適用したピークシフト割引額の合計金額をこの取扱いの適用が解消された月の接続送電サービス料金に加算したものをその月の接続送電サービス料金として算定いたします。 　また，この取扱いの適用が解消された後１年に満たない場合は，この取扱いを適用いたしません。	㈡　１年間を通じて負荷移行先時間に最大需要電力等が発生しないことが明らかになった場合等については，この取扱いの適用をただちに解消いたします。 　なお，それがこの取扱い適用後１年に満たない場合は，既に適用したピークシフト割引額の合計金額をこの取扱いの適用が解消された月の接続送電サービス料金に加算したものをその月の接続送電サービス料金として算定いたします。 　また，この取扱いの適用が解消された後１年に満たない場合は，この取扱いを適用いたしません。
ハ　附則２（揚水発電設備等が設置された需要場所に接続供給を行なう場合の特別措置）の適用を受け，かつ，イまたはロの適用を受ける場合のピークシフト電力は，附則２（揚水発電設備等が設置された需要場所に接続供給を行なう場合の特別措置）⑵ロまたはイ㈠もしくはロ㈠にかかわらず，適用の対象とする供給地点の接続送電サービス契約電力から適用の対象とする供給地点の１年間を通じての負荷移行元時間における接続供給電力の最大値を差し引いた値を上限として，負荷移行先時間に移行する負荷設備の容量（キロワット），揚水最大電力等およびその他最大電力等ならびに揚水等損失率等にもとづき，あらかじめ契約者と当社との協議によって定めます。 　なお，分割接続供給の場合は，それぞれの契約者に係るピークシフト電力とあわせて，33（料金の算定）⑿にもとづき料金の調整を行なうために，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用したときのピークシフト電力を，あらかじめ双方の契約者と当社との協議によって定めます。 　また，各月の負荷移行元時間における接続供給電力の最大値の実績等から，ピークシフト電力が不適当と認められる場合には，すみやかに負荷移行元時間最大電力を修正のうえ，ピークシフト電力を適正なものに変更していただきます。	ハ　附則２（揚水発電設備等が設置された需要場所に接続供給を行なう場合の特別措置）の適用を受け，かつ，イまたはロの適用を受ける場合のピークシフト電力は，附則２（揚水発電設備等が設置された需要場所に接続供給を行なう場合の特別措置）⑵ロまたはイ㈠もしくはロ㈠にかかわらず，適用の対象とする供給地点の接続送電サービス契約電力から適用の対象とする供給地点の１年間を通じての負荷移行元時間における接続供給電力の最大値を差し引いた値を上限として，負荷移行先時間に移行する負荷設備の容量（キロワット），揚水最大電力等およびその他最大電力等ならびに揚水等損失率等にもとづき，あらかじめ契約者と当社との協議によって定めます。 　なお，分割接続供給の場合は，それぞれの契約者に係るピークシフト電力とあわせて，33（料金の算定）⑿にもとづき料金の調整を行なうために，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用したときのピークシフト電力を，あらかじめ双方の契約者と当社との協議によって定めます。 　また，各月の負荷移行元時間における接続供給電力の最大値の実績等から，ピークシフト電力が不適当と認められる場合には，すみやかに負荷移行元時間最大電力を修正のうえ，ピークシフト電力を適正なものに変更していただきます。
ニ　⑴の適用を受け，かつ，イまたはロの適用を受ける場合の負荷移行元時間最大電力は，イ㈡またはロ㈡にかかわらず，㈠とし，ピークシフト電力は，⑴ハ㈡またはイ㈠もしくはロ㈠にかかわらず，㈡といたします。	ニ　⑴の適用を受け，かつ，イまたはロの適用を受ける場合の負荷移行元時間最大電力は，イ㈡またはロ㈡にかかわらず，㈠とし，ピークシフト電力は，⑴ハ㈡またはイ㈠もしくはロ㈠にかかわらず，㈡といたします。

㈠　負荷移行元時間最大電力 負荷移行元時間最大電力は，需要場所における負荷設備および受電設備の内容，１年間を通じての負荷移行元時間における最大の負荷，同一業種の負荷率，操業度等を基準として，契約者と当社との協議~~（分割接続供給の場合は，それぞれの契約者に係る負荷移行元時間最大電力とあわせて，33〔料金の算定〕⑿にもとづき料金の調整を行なうために，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用したときの負荷移行元時間最大電力を双方の契約者と当社との協議によって定めます。）~~により，適用の対象とする供給地点ごとに定めます。ただし，19（接続送電サービス）⑵イによって接続送電サービス契約電力を定める場合の負荷移行元時間最大電力は，１年を通じての負荷移行元時間における接続供給電力（分割接続供給の場合は，33〔料金の算定〕⑿にもとづき料金の調整を行なうために，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用したときの接続供給電力は仕訳前の~~接続供給~~電力量によって算定いたします。）の最大値といたします。また，19（接続送電サービス）⑵ニによって接続送電サービス契約電力を定める場合で，需要者の発電設備の検査，補修，事故（停電による停止等を含みます。）または，当社が，⑴イ㈠または㈡の時間帯に，需要者の発電設備を停止または出力を抑制したことにより生じた不足電力の補給にあてるための電気の供給分以外の供給分について，19（接続送電サービス）⑵イに準じて値を定めるときの負荷移行元時間最大電力は，負荷移行元時間における30分ごとの接続供給電力量からその30分の当該電気の使用分（契約者と当社との協議によりあらかじめ定めた方法によって算定いたします。）を差し引いた値を２倍した値~~（分割接続供給の場合は，33〔料金の算定〕⑿にもとづき料金の調整を行なうために，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用したときの負荷移行元時間最大電力は仕訳前の接続供給電力量によって算定いたします。）~~の１年を通じての最大値に，19（接続送電サービス）⑵ニで原則として需要者の発電設備の容量を基準として契約者と当社との協議によって定めた値を加えたものといたします。	㈠　負荷移行元時間最大電力 負荷移行元時間最大電力は，需要場所における負荷設備および受電設備の内容，１年間を通じての負荷移行元時間における最大の負荷，同一業種の負荷率，操業度等を基準として，契約者と当社との協議により，適用の対象とする供給地点ごとに定めます。また，分割接続供給の場合は，それぞれの契約者に係る負荷移行元時間最大電力とあわせて，33（料金の算定）⑿にもとづき料金の調整を行なうために，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用したときの負荷移行元時間最大電力を双方の契約者と当社との協議によって定めます。ただし，19（接続送電サービス）⑵イによって接続送電サービス契約電力を定める場合の負荷移行元時間最大電力は，１年を通じての負荷移行元時間における接続供給電力（分割接続供給の場合は，33〔料金の算定〕⑿にもとづき料金の調整を行なうために，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用したときの接続供給電力は仕訳前の電力量によって算定いたします。）の最大値といたします。また，19（接続送電サービス）⑵ニによって接続送電サービス契約電力を定める場合で，需要者の発電設備の検査，補修，事故（停電による停止等を含みます。）または，当社が，⑴イ㈠または㈡の時間帯に，需要者の発電設備を停止または出力を抑制したことにより生じた不足電力の補給にあてるための電気の供給分以外の供給分について，19（接続送電サービス）⑵イに準じて値を定めるときの負荷移行元時間最大電力は，負荷移行元時間における30分ごとの接続供給電力量（分割接続供給の場合は，33〔料金の算定〕⑿にもとづき料金の調整を行なうために，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用したときの接続供給電力量は仕訳前の電力量といたします。）からその30分の当該電気の使用分（契約者と当社との協議によりあらかじめ定めた方法によって算定いたします。）を差し引いた値を２倍した値の１年を通じての最大値に，19（接続送電サービス）⑵ニで原則として需要者の発電設備の容量を基準として契約者と当社との協議によって定めた値を加えたものといたします。

㈡　ピークシフト電力 ピークシフト電力は，適用の対象とする供給地点ごとに，１月につき次のとおり算定いたします。また，分割接続供給の場合は，それぞれの契約者に係るピークシフト電力とあわせて，33（料金の算定）⑿にもとづき料金の調整を行なうために，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用したときのピークシフト電力を，１月につき次のとおり算定いたします。 なお，19（接続送電サービス）⑵イによって接続送電サービス契約電力を定める場合は，次の式における適用の対象とする供給地点の接続送電サービス契約電力は，当該供給地点の１年を通じての負荷移行先時間における最大需要電力等といたします。 また，19（接続送電サービス）⑵ニによって接続送電サービス契約電力を定める場合で，需要者の発電設備の検査，補修，事故（停電による停止等を含みます。）または，当社が，⑴イ㈠または㈡の時間帯に，需要者の発電設備を停止または出力を抑制したことにより生じた不足電力の補給にあてるための電気の供給分以外の供給分について，19（接続送電サービス）⑵イに準じて値を定めるときは，次の式における適用の対象とする供給地点の接続送電サービス契約電力は，当該供給地点の負荷移行先時間における30分ごとの接続供給電力量からその30分の当該不足電力の補給にあてるための電気の使用分（契約者と当社との協議によりあらかじめ定めた方法によって算定いたします。）を差し引いた値を２倍した値の１年を通じての最大値に，19（接続送電サービス）⑵ニで原則として需要者の発電設備の容量を基準として契約者と当社との協議によって定めた値を加えたものといたします。 ピークシフト電力 ＝適用の対象とする供給地点の接続送電サービス契約電力 －当該供給地点の負荷移行元時間最大電力 なお，各月の負荷移行元時間における接続供給電力の最大値の実績等から，ピークシフト電力が不適当と認められる場合には，すみやかに負荷移行元時間最大電力を修正のうえ，ピークシフト電力を適正なものに変更していただきます。	㈡　ピークシフト電力 ピークシフト電力は，適用の対象とする供給地点ごとに，１月につき次のとおり算定いたします。また，分割接続供給の場合は，それぞれの契約者に係るピークシフト電力とあわせて，33（料金の算定）⑿にもとづき料金の調整を行なうために，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用したときのピークシフト電力を，１月につき次のとおり算定いたします。 なお，19（接続送電サービス）⑵イによって接続送電サービス契約電力を定める場合は，次の式における適用の対象とする供給地点の接続送電サービス契約電力は，当該供給地点の１年を通じての負荷移行先時間における最大需要電力等といたします。 また，19（接続送電サービス）⑵ニによって接続送電サービス契約電力を定める場合で，需要者の発電設備の検査，補修，事故（停電による停止等を含みます。）または，当社が，⑴イ㈠または㈡の時間帯に，需要者の発電設備を停止または出力を抑制したことにより生じた不足電力の補給にあてるための電気の供給分以外の供給分について，19（接続送電サービス）⑵イに準じて値を定めるときは，次の式における適用の対象とする供給地点の接続送電サービス契約電力は，当該供給地点の負荷移行先時間における30分ごとの接続供給電力量からその30分の当該不足電力の補給にあてるための電気の使用分（契約者と当社との協議によりあらかじめ定めた方法によって算定いたします。）を差し引いた値を２倍した値の１年を通じての最大値に，19（接続送電サービス）⑵ニで原則として需要者の発電設備の容量を基準として契約者と当社との協議によって定めた値を加えたものといたします。 ピークシフト電力 ＝適用の対象とする供給地点の接続送電サービス契約電力 －当該供給地点の負荷移行元時間最大電力 なお，各月の負荷移行元時間における接続供給電力の最大値の実績等から，ピークシフト電力が不適当と認められる場合には，すみやかに負荷移行元時間最大電力を修正のうえ，ピークシフト電力を適正なものに変更していただきます。

12　バランシンググループの設定に係る特別措置 ⑻　発電量調整供給契約についての特別措置（再生可能エネルギー発電設備） イ　契約者が特定契約を締結している場合もしくは特定送配電事業者が特定契約を締結している場合または契約者が当社または配電事業者と再生可能エネルギー電気卸供給契約を締結し，指定した再生可能エネルギー発電設備から電気を調達する場合は，附則３（発電量調整供給契約についての特別措置〔再生可能エネルギー発電設備〕）⑴にかかわらず，原則として，当社の供給区域においては契約者または特定送配電事業者と当社との間で，配電事業者の供給区域においては契約者または特定送配電事業者と配電事業者との間で発電量調整供給契約を締結し，特例発電バランシンググループを設定していただきます。この場合，契約者が締結する特定契約に係る発電設備，特定送配電事業者が締結する特定契約に係る発電設備および当社または配電事業者との再生可能エネルギー電気卸供給契約に係る発電設備は，同一のバランシンググループに属することはできないものといたします。 ロ　イにより発電量調整供給契約を締結する場合において，契約者（特定送配電事業者が契約者となる場合を除きます。）が希望されるときは，契約者の指定する発電バランシンググループ（当該発電バランシンググループにおける特定契約が2016年４月１日以降に締結され，かつ，バイオマス発電設備であって化石燃料を混焼するもの〔再生可能エネルギー特別措置法施行規則第14条第８号ニに定める地域資源バイオマス発電設備を除きます。〕であるときを除きます。）に係る料金および必要となるその他の供給条件は次のとおりといたします。 ⑴　発電量調整供給に係る料金は，附則３（発電量調整供給契約についての特別措置〔再生可能エネルギー発電設備〕）⑸ロにかかわらず，18（料金）⑵に定める料金，⑴により算定されるインバランスリスク料および再生可能エネルギー予測誤差対応調整力確保料といたします。ただし，契約者が当社または配電事業者と再生可能エネルギー電気卸供給契約を締結し，指定した再生可能エネルギー発電設備から電気を調達する場合は，インバランスリスク料および再生可能エネルギー予測誤差対応調整力確保料は申し受けません。	12　バランシンググループの設定に係る特別措置 ⑻　発電量調整供給契約についての特別措置（再生可能エネルギー発電設備） イ　契約者が特定契約を締結している場合もしくは特定送配電事業者が特定契約を締結している場合または契約者が当社または配電事業者と再生可能エネルギー電気卸供給契約を締結し，指定した再生可能エネルギー発電設備から電気を調達する場合は，附則３（発電量調整供給契約についての特別措置〔再生可能エネルギー発電設備〕）⑴にかかわらず，原則として，当社の供給区域においては契約者または特定送配電事業者と当社との間で，配電事業者の供給区域においては契約者または特定送配電事業者と配電事業者との間で発電量調整供給契約を締結し，特例発電バランシンググループを設定していただきます。この場合，契約者が締結する特定契約に係る再生可能エネルギー発電設備，特定送配電事業者が締結する特定契約に係る再生可能エネルギー発電設備および当社または配電事業者との再生可能エネルギー電気卸供給契約に係る再生可能エネルギー発電設備は，同一のバランシンググループに属することはできないものといたします。 ロ　イにより発電量調整供給契約を締結する場合において，契約者（特定送配電事業者が契約者となる場合を除きます。）が希望されるときは，契約者の指定する発電バランシンググループ（当該発電バランシンググループにおける特定契約が2016年４月１日以降に締結され，かつ，バイオマス発電設備であって化石燃料を混焼するもの〔再生可能エネルギー特別措置法施行規則第14条第８号ニに定める地域資源バイオマス発電設備を除きます。〕であるときを除きます。）に係る料金および必要となるその他の供給条件は次のとおりといたします。 ⑴　発電量調整供給に係る料金は，附則３（発電量調整供給契約についての特別措置〔再生可能エネルギー発電設備〕）⑸ロにかかわらず，18（料金）⑵に定める料金，⑴により算定されるインバランスリスク料および再生可能エネルギー予測誤差対応調整力確保料といたします。ただし，契約者が当社または配電事業者と再生可能エネルギー電気卸供給契約を締結し，指定した再生可能エネルギー発電設備から電気を調達する場合は，インバランスリスク料および再生可能エネルギー予測誤差対応調整力確保料は申し受けません。

㈺　インバランスリスク料は，附則３（発電量調整供給契約についての特別措置〔再生可能エネルギー発電設備〕）⑸ホにかかわらず，特例発電バランシンググループにおける30分ごとの発電量調整受電電力量（配電事業者の約款に定める発電量調整受電電力量を含みます。）にインバランスリスク単価を適用してえられる金額のその１月の合計（合計額が負となる場合は零といたします。）といたします。また，再生可能エネルギー予測誤差対応調整力確保料は，特例発電バランシンググループにおける30分ごとの発電量調整受電電力量（配電事業者の約款に定める発電量調整受電電力量を含みます。）に，再生可能エネルギー予測誤差対応単価を適用してえられる金額のその１月の合計といたします。	㈺　インバランスリスク料は，附則３（発電量調整供給契約についての特別措置〔再生可能エネルギー発電設備〕）⑸ホにかかわらず，特例発電バランシンググループにおける30分ごとの発電量調整受電電力量（配電事業者の約款に定める発電量調整受電電力量を含みます。）にインバランスリスク単価を適用してえられる金額のその１月の合計（合計額が負となる場合は零といたします。）といたします。また，再生可能エネルギー予測誤差対応調整力確保料は，特例発電バランシンググループにおける30分ごとの発電量調整受電電力量（配電事業者の約款に定める発電量調整受電電力量を含みます。）に，再生可能エネルギー予測誤差対応単価を適用してえられる金額のその１月の合計といたします。
㈻　当社は，附則３（発電量調整供給契約についての特別措置〔再生可能エネルギー発電設備〕）⑸トにかかわらず，30分ごとの契約者が締結する特定契約または当社，配電事業者もしくは特定送配電事業者との再生可能エネルギー電気卸供給契約に係る発電量調整受電計画電力量を決定し，原則として発電量調整供給実施日の前々日の午後４時までに契約者に通知いたします。 　また，当社は，当該発電量調整受電計画電力量の見直しを行ない，変更後の発電量調整受電計画電力量を決定し，原則として発電量調整供給実施日の前日午前６時までに契約者に再通知いたします。 　なお，契約者は，必要に応じて発電量調整受電計画電力量の決定に必要となる事項に関する文書を当社に提出していただきます。	㈻　当社は，附則３（発電量調整供給契約についての特別措置〔再生可能エネルギー発電設備〕）⑸トにかかわらず，30分ごとの契約者が締結する特定契約または当社，配電事業者もしくは特定送配電事業者との再生可能エネルギー電気卸供給契約に係る発電量調整受電計画電力量を決定し，原則として発電量調整供給実施日の前々日の午後４時までに契約者に通知いたします。 　また，当社は，当該発電量調整受電計画電力量の見直しを行ない，変更後の発電量調整受電計画電力量を決定し，原則として発電量調整供給実施日の前日午前６時までに契約者に再通知いたします。 　なお，契約者は，必要に応じて発電量調整受電計画電力量の決定に必要となる事項に関する文書を当社に提出していただきます。
㈼　ローカル系統における電気の潮流が系統安定度等にもとづき算定される運用可能な容量を超過し，または超過するおそれがある場合で，当社または配電事業者がノンファーム電源（配電事業者の約款に定めるノンファーム電源を含みます。）の出力の抑制に係る通知を発電者または契約者に行なったときは，㈻にかかわらず，契約者は，発電量調整受電計画電力量の見直しを行なっていただきます。	㈼　ローカル系統における電気の潮流が系統安定度等にもとづき算定される運用可能な容量を超過し，または超過するおそれがある場合で，当社または配電事業者がノンファーム電源（配電事業者の約款に定めるノンファーム電源を含みます。）の出力の抑制に係る通知を発電者または契約者に行なったときは，㈻にかかわらず，契約者は，発電量調整受電計画電力量の見直しを行なっていただきます。

ハ　イにより発電量調整供給契約を締結する場合において，契約者が当社または配電事業者と再生可能エネルギー電気卸供給契約を締結し，指定した再生可能エネルギー発電設備から電気を調達するときの契約者の指定する発電バランシンググループ（ロにおいて，契約者が希望される場合を除きます。）に係るインバランスリスク料は，附則３（発電量調整供給契約についての特別措置〔再生可能エネルギー発電設備〕）⑹ロにかかわらず，特例発電バランシンググループにおける30分ごとの発電量調整受電電力量（配電事業者の約款に定める発電量調整受電電力量を含みます。）にインバランスリスク単価を適用してえられる金額のその１月の合計（合計額が負となる場合は零といたします。）といたします。	ハ　イにより発電量調整供給契約を締結する場合において，契約者が当社または配電事業者と再生可能エネルギー電気卸供給契約を締結し，指定した再生可能エネルギー発電設備から電気を調達するときの契約者の指定する発電バランシンググループ（ロにおいて，契約者が希望される場合を除きます。）に係るインバランスリスク料は，附則３（発電量調整供給契約についての特別措置〔再生可能エネルギー発電設備〕）⑹ロにかかわらず，特例発電バランシンググループにおける30分ごとの発電量調整受電電力量（配電事業者の約款に定める発電量調整受電電力量を含みます。）にインバランスリスク単価を適用してえられる金額のその１月の合計（合計額が負となる場合は零といたします。）といたします。
13　Ｎ－１電制の実施についての特別措置	**13　Ｎ－１電制の実施についての特別措置**
⑴　当社は，39（給電指令の実施等）⑵イの場合で，発電量調整供給に係る発電設備等であって当社が特定契約を締結する再生可能エネルギー発電設備に対してＮ－１電制を実施したときは，39（給電指令の実施等）~~(11)~~にかかわらず，Ｎ－１電制時調達不足電力量の調達に要した費用の実費相当額から，30分ごとのＮ－１電制時調達不足電力量に再生可能エネルギー特別措置法施行規則第13条の３の４に定める回避可能費用単価（以下「回避可能費用単価」といいます。）に消費税等相当額を加えた金額を乗じてえた金額を差し引いた金額について，電力広域的運営推進機関が認める範囲においてＮ－１電制オペレーション費用として契約者にお支払いいたします。	⑴　当社は，39（給電指令の実施等）⑵イの場合で，発電量調整供給に係る発電設備等であって当社が特定契約を締結する再生可能エネルギー発電設備に対してＮ－１電制を実施したときは，39（給電指令の実施等）(9)にかかわらず，Ｎ－１電制時調達不足電力量の調達に要した費用の実費相当額から，30分ごとのＮ－１電制時調達不足電力量に再生可能エネルギー特別措置法施行規則第13条の３の４に定める回避可能費用単価（以下「回避可能費用単価」といいます。）に消費税等相当額を加えた金額を乗じてえた金額を差し引いた金額について，電力広域的運営推進機関が認める範囲においてＮ－１電制オペレーション費用として契約者にお支払いいたします。
⑵　当社は，39（給電指令の実施等）⑵イの場合で，発電量調整供給に係る発電設備等であって契約者または特定送配電事業者が特定契約を締結する再生可能エネルギー発電設備に対してＮ－１電制を実施したときは，39（給電指令の実施等）~~(11)~~にかかわらず，Ｎ－１電制時調達不足電力量の調達に要した費用の実費相当額に，Ｎ－１電制が実施された発電設備を再度起動するために要した燃料費等の費用の実費およびＮ－１電制時調達不足電力量に当該特定契約に係る再生可能エネルギー特別措置法第３条第２項または第８条第１項に定める調達価格を乗じてえた金額を加えた金額から，Ｎ－１電制が実施されなかったとしたときにその発電設備がＮ－１電制時調達不足電力量を発電するのに要したであろう費用に相当する金額および30分ごとのＮ－１電制時調達不足電力量に回避可能費用単価に消費税等相当額を加えた金額を乗じてえた金額を差し引いた金額について，電力広域的運営推進機関が認める範囲においてＮ－１電制オペレーション費用として契約者または特定送配電事業者にお支払いいたします。	⑵　当社は，39（給電指令の実施等）⑵イの場合で，発電量調整供給に係る発電設備等であって契約者または特定送配電事業者が特定契約を締結する再生可能エネルギー発電設備に対してＮ－１電制を実施したときは，39（給電指令の実施等）(9)にかかわらず，Ｎ－１電制時調達不足電力量の調達に要した費用の実費相当額に，Ｎ－１電制が実施された発電設備等を再度起動するために要した燃料費等の費用の実費およびＮ－１電制時調達不足電力量に当該特定契約に係る再生可能エネルギー特別措置法第３条第２項または第８条第１項に定める調達価格を乗じてえた金額を加えた金額から，Ｎ－１電制が実施されなかったとしたときにその発電設備等がＮ－１電制時調達不足電力量を発電または放電するのに要したであろう費用に相当する金額および30分ごとのＮ－１電制時調達不足電力量に回避可能費用単価に消費税等相当額を加えた金額を乗じてえた金額を差し引いた金額について，電力広域的運営推進機関が認める範囲においてＮ－１電制オペレーション費用として契約者または特定送配電事業者にお支払いいたします。

(3)　当社は，39（給電指令の実施等）(2)イの場合で，発電量調整供給に係る発電設備等であって再生可能エネルギー特別措置法第２条の２第１項に定める市場取引等により再生可能エネルギー電気を供給する事業に係る発電設備に対してＮ－１電制を実施したときは，39（給電指令の実施等）~~(11)~~にかかわらず，Ｎ－１電制時調達不足電力量の調達に要した費用の実費相当額に，Ｎ－１電制が実施された発電設備を再度起動するために要した燃料費等の費用の実費およびＮ－１電制時調達不足電力量に応じてえられる供給促進交付金の金額（再生可能エネルギー特別措置法第２条の４にもとづき算定される金額をいいます。）を加えた金額から，Ｎ－１電制が実施されなかったとしたときにその発電設備がＮ－１電制時調達不足電力量を発電するのに要したであろう費用に相当する金額を差し引いた金額について，電力広域的運営推進機関が認める範囲においてＮ－１電制オペレーション費用として発電契約者にお支払いいたします。	(3)　当社は，39（給電指令の実施等）(2)イの場合で，発電量調整供給に係る発電設備等であって再生可能エネルギー特別措置法第２条の２第１項に定める市場取引等により再生可能エネルギー電気を供給する事業に係る発電設備等に対してＮ－１電制を実施したときは，39（給電指令の実施等）(9)にかかわらず，Ｎ－１電制時調達不足電力量の調達に要した費用の実費相当額に，Ｎ－１電制が実施された発電設備等を再度起動するために要した燃料費等の費用の実費およびＮ－１電制時調達不足電力量に応じてえられる供給促進交付金の金額（再生可能エネルギー特別措置法第２条の４にもとづき算定される金額をいいます。）を加えた金額から，Ｎ－１電制が実施されなかったとしたときにその発電設備等がＮ－１電制時調達不足電力量を発電または放電するのに要したであろう費用に相当する金額を差し引いた金額について，電力広域的運営推進機関が認める範囲においてＮ－１電制オペレーション費用として発電契約者にお支払いいたします。
14　系統連系受電サービス等についての特別措置	**14　系統連系受電サービス等についての特別措置**
(4)　契約者が特定契約を締結する再生可能エネルギー発電設備または再生可能エネルギー特別措置法第２条の２第１項に定める市場取引等により再生可能エネルギー電気を供給する事業に係る発電設備において，イに定める適用範囲に該当する場合の料金および必要となるその他の供給条件は，当分の間，次のとおりといたします。 イ　適用範囲 原則として，2024年３月31日までに再生可能エネルギー特別措置法第９条第４項に定める認定を受け，または，再生可能エネルギー特別措置法第７条にもとづいて落札された発電設備に適用いたします。 ロ　系統連系受電サービス料金等 22（系統連系受電サービス）(3)に定める系統連系受電サービス料金および41（契約超過金）(2)に定める契約超過金は申し受けません。 なお，発電場所において，イ以外の発電設備等（当社が特定契約を締結する再生可能エネルギー発電設備を除きます。）が混在する場合またはイの発電設備が化石燃料を混焼するバイオマス発電設備の場合は，(イ)，(ロ)または(ハ)により，イ以外の部分に係る系統連系受電課金対象電力，系統連系受電サービスに係る発電量調整受電電力量または契約超過受電電力を定め，系統連系受電サービス料金および契約超過金を申し受けます。	(4)　契約者が特定契約を締結する再生可能エネルギー発電設備または再生可能エネルギー特別措置法第２条の２第１項に定める市場取引等により再生可能エネルギー電気を供給する事業に係る発電設備等において，イに定める適用範囲に該当する場合の料金および必要となるその他の供給条件は，当分の間，次のとおりといたします。 イ　適用範囲 原則として，2024年３月31日までに再生可能エネルギー特別措置法第９条第４項に定める認定を受け，または，再生可能エネルギー特別措置法第７条にもとづいて落札された発電設備等に適用いたします。 ロ　系統連系受電サービス料金等 22（系統連系受電サービス）(3)に定める系統連系受電サービス料金および41（契約超過金）(2)に定める契約超過金は申し受けません。 なお，発電場所において，イ以外の発電設備等（当社が特定契約を締結する再生可能エネルギー発電設備を除きます。）が混在する場合またはイの発電設備等が化石燃料を混焼するバイオマス発電設備の場合は，(イ)，(ロ)または(ハ)により，イ以外の部分に係る系統連系受電課金対象電力，系統連系受電サービスに係る発電量調整受電電力量または契約超過受電電力を定め，系統連系受電サービス料金および契約超過金を申し受けます。

⑷　系統連系受電課金対象電力 a　イの発電設備が，化石燃料を混焼するバイオマス発電設備以外の場合 系統連系受電課金対象電力は，同時最大受電電力を発電出力等の比であん分してえた値から，発電設備等に係る供給地点のその１月の接続送電サービス契約電力（発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は，１接続送電サービスを適用した場合のその１月の接続送電サービス契約電力といたします。）を発電出力等の比であん分してえた値を差し引いた値といたします。ただし，差し引いた値が零を下回る場合の系統連系受電課金対象電力は，零といたします。 なお，あん分に必要となる発電出力は，契約者または発電契約者から当社へ通知していただきます。 b　イの発電設備が，化石燃料を混焼するバイオマス発電設備の場合 系統連系受電課金対象電力は，同時最大受電電力を認定バイオマス比率であん分してえた値から，発電設備等に係る供給地点のその１月の接続送電サービス契約電力（発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は，１接続送電サービスを適用した場合のその１月の接続送電サービス契約電力といたします。）を認定バイオマス比率であん分してえた値を差し引いた値といたします。ただし，差し引いた値が零を下回る場合の系統連系受電課金対象電力は，零といたします。 なお，認定バイオマス比率は，発電量調整供給契約の申込みに際して契約者または発電契約者から当社に通知していただきます。 また，認定バイオマス比率を変更する場合は，すみやかに変更後の認定バイオマス比率を契約者または発電契約者から当社に通知していただきます。 ただし，認定バイオマス比率を用いることが困難な場合は，附則３（発電量調整供給契約についての特別措置〔再生可能エネルギー発電設備〕）⑻イに定める当該バイオマス発電設備のバイオマス比率等を基準として，契約者，発電契約者または発電者と当社との協議によって定めた比率といたします。	⑷　系統連系受電課金対象電力 a　イの発電設備等が，化石燃料を混焼するバイオマス発電設備以外の場合 系統連系受電課金対象電力は，同時最大受電電力を発電出力等の比であん分してえた値から，発電設備等に係る供給地点のその１月の接続送電サービス契約電力（発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は，１接続送電サービスを適用した場合のその１月の接続送電サービス契約電力といたします。）を発電出力等の比であん分してえた値を差し引いた値といたします。ただし，差し引いた値が零を下回る場合の系統連系受電課金対象電力は，零といたします。 なお，あん分に必要となる発電出力は，契約者または発電契約者から当社へ通知していただきます。 b　イの発電設備等が，化石燃料を混焼するバイオマス発電設備の場合 系統連系受電課金対象電力は，同時最大受電電力を認定バイオマス比率であん分してえた値から，発電設備等に係る供給地点のその１月の接続送電サービス契約電力（発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は，１接続送電サービスを適用した場合のその１月の接続送電サービス契約電力といたします。）を認定バイオマス比率であん分してえた値を差し引いた値といたします。ただし，差し引いた値が零を下回る場合の系統連系受電課金対象電力は，零といたします。 なお，認定バイオマス比率は，発電量調整供給契約の申込みに際して契約者または発電契約者から当社に通知していただきます。 また，認定バイオマス比率を変更する場合は，すみやかに変更後の認定バイオマス比率を契約者または発電契約者から当社に通知していただきます。 ただし，認定バイオマス比率を用いることが困難な場合は，附則３（発電量調整供給契約についての特別措置〔再生可能エネルギー発電設備〕）⑻イに定める当該バイオマス発電設備のバイオマス比率等を基準として，契約者，発電契約者または発電者と当社との協議によって定めた比率といたします。

㈡　発電量調整受電電力量 a　イの発電設備が，契約者が特定契約を締結する再生可能エネルギー発電設備の場合 イ以外の発電設備等に係る発電量調整受電電力量について，30（計量）(1)ただし書または附則３（発電量調整供給契約についての特別措置〔再生可能エネルギー発電設備〕）(7)ハもしくは(8)イに準じて算定いたします。 b　イの発電設備が，再生可能エネルギー特別措置法第２条の２第１項に定める市場取引等により再生可能エネルギー電気を供給する事業に係る発電設備の場合 イ以外の発電設備等に係る発電量調整受電電力量について，30（計量）(1)ただし書または附則３（発電量調整供給契約についての特別措置〔再生可能エネルギー発電設備〕）(7)ハに準じて算定いたします。ただし，化石燃料を混焼するバイオマス発電設備の場合は，発電量調整受電電力量から発電量調整受電電力量に当該バイオマス発電設備のバイオマス比率を乗じてえた値を差し引いた値にもとづき，算定いたします。 なお，バイオマス比率は，算定後すみやかに発電契約者または発電者から当社に通知していただきます。この場合，当社は，必要に応じて，バイオマス比率の算定根拠に関する文書を発電契約者または発電者から提出していただきます。 ㈢　契約超過受電電力 a　イの発電設備が，化石燃料を混焼するバイオマス発電設備以外の場合 (a)　同時最大受電電力が発電設備等に係る供給地点の接続送電サービス契約電力（発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は，１接続送電サービスを適用した場合のその１月の接続送電サービス契約電力といたします。）を上回る場合または発電設備等に係る供給地点において電灯定額接続送電サービスが適用されている場合 契約超過受電電力は，その１月の最大連系電力等を発電出力等の比であん分してえた値から同時最大受電電力を発電出力等の比であん分してえた値を差し引いた値といたします。	㈡　発電量調整受電電力量 a　イの発電設備等が，契約者が特定契約を締結する再生可能エネルギー発電設備の場合 イ以外の発電設備等に係る発電量調整受電電力量について，30（計量）(1)ただし書または附則３（発電量調整供給契約についての特別措置〔再生可能エネルギー発電設備〕）(7)ハもしくは(8)イに準じて算定いたします。 b　イの発電設備等が，再生可能エネルギー特別措置法第２条の２第１項に定める市場取引等により再生可能エネルギー電気を供給する事業に係る発電設備等の場合 イ以外の発電設備等に係る発電量調整受電電力量について，30（計量）(1)ただし書または附則３（発電量調整供給契約についての特別措置〔再生可能エネルギー発電設備〕）(7)ハに準じて算定いたします。ただし，化石燃料を混焼するバイオマス発電設備の場合は，発電量調整受電電力量から発電量調整受電電力量に当該バイオマス発電設備のバイオマス比率を乗じてえた値を差し引いた値にもとづき，算定いたします。 なお，バイオマス比率は，算定後すみやかに発電契約者または発電者から当社に通知していただきます。この場合，当社は，必要に応じて，バイオマス比率の算定根拠に関する文書を発電契約者または発電者から提出していただきます。 ㈢　契約超過受電電力 a　イの発電設備等が，化石燃料を混焼するバイオマス発電設備以外の場合 (a)　同時最大受電電力が発電設備等に係る供給地点の接続送電サービス契約電力（発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は，１接続送電サービスを適用した場合のその１月の接続送電サービス契約電力といたします。）を上回る場合または発電設備等に係る供給地点において電灯定額接続送電サービスが適用されている場合 契約超過受電電力は，その１月の最大連系電力等を発電出力等の比であん分してえた値から同時最大受電電力を発電出力等の比であん分してえた値を差し引いた値といたします。

⑹　同時最大受電電力が発電設備等に係る供給地点の接続送電サービス契約電力（発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は，１接続送電サービスを適用した場合のその１月の接続送電サービス契約電力といたします。）を下回る場合 契約超過受電電力は，その１月の最大連系電力等を発電出力等の比であん分してえた値から発電設備等に係る供給地点のその１月の接続送電サービス契約電力（発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は，１接続送電サービスを適用した場合のその１月の接続送電サービス契約電力といたします。）を発電出力等の比であん分してえた値を差し引いた値といたします。ただし，差し引いた値が零を下回る場合は，契約超過金を申し受けません。	⑹　同時最大受電電力が発電設備等に係る供給地点の接続送電サービス契約電力（発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は，１接続送電サービスを適用した場合のその１月の接続送電サービス契約電力といたします。）を下回る場合 契約超過受電電力は，その１月の最大連系電力等を発電出力等の比であん分してえた値から発電設備等に係る供給地点のその１月の接続送電サービス契約電力（発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は，１接続送電サービスを適用した場合のその１月の接続送電サービス契約電力といたします。）を発電出力等の比であん分してえた値を差し引いた値といたします。ただし，差し引いた値が零を下回る場合は，契約超過金を申し受けません。
b　イの発電設備が，化石燃料を混焼するバイオマス発電設備の場合	b　イの発電設備等が，化石燃料を混焼するバイオマス発電設備の場合
⑹　同時最大受電電力が発電設備等に係る供給地点の接続送電サービス契約電力（発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は，１接続送電サービスを適用した場合のその１月の接続送電サービス契約電力といたします。）を上回る場合または発電設備等に係る供給地点において電灯定額接続送電サービスが適用されている場合 契約超過受電電力は，その１月の最大連系電力等を認定バイオマス比率であん分してえた値から同時最大受電電力を認定バイオマス比率であん分してえた値を差し引いた値といたします。	⑹　同時最大受電電力が発電設備等に係る供給地点の接続送電サービス契約電力（発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は，１接続送電サービスを適用した場合のその１月の接続送電サービス契約電力といたします。）を上回る場合または発電設備等に係る供給地点において電灯定額接続送電サービスが適用されている場合 契約超過受電電力は，その１月の最大連系電力等を認定バイオマス比率であん分してえた値から同時最大受電電力を認定バイオマス比率であん分してえた値を差し引いた値といたします。
⑹　同時最大受電電力が発電設備等に係る供給地点の接続送電サービス契約電力（発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は，１接続送電サービスを適用した場合のその１月の接続送電サービス契約電力といたします。）を下回る場合	⑹　同時最大受電電力が発電設備等に係る供給地点の接続送電サービス契約電力（発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は，１接続送電サービスを適用した場合のその１月の接続送電サービス契約電力といたします。）を下回る場合

契約超過受電電力は，その１月の最大連系電力等を認定バイオマス比率であん分してえた値から発電設備等に係る供給地点のその１月の接続送電サービス契約電力（発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は，１接続送電サービスを適用した場合のその１月の接続送電サービス契約電力といたします。）を認定バイオマス比率であん分してえた値を差し引いた値といたします。ただし，差し引いた値が零を下回る場合は，契約超過金を申し受けません。	契約超過受電電力は，その１月の最大連系電力等を認定バイオマス比率であん分してえた値から発電設備等に係る供給地点のその１月の接続送電サービス契約電力（発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は，１接続送電サービスを適用した場合のその１月の接続送電サービス契約電力といたします。）を認定バイオマス比率であん分してえた値を差し引いた値といたします。ただし，差し引いた値が零を下回る場合は，契約超過金を申し受けません。
⑸　揚水発電設備等が設置された受電地点において，揚水発電設備等により発電量調整供給に係る電気を発電または放電する場合，当該発電量調整供給に係る電気の電力量については，22（系統連系受電サービス）⑶ロに定める電力量料金を申し受けません。ただし，発電設備（当社が特定契約を締結する再生可能エネルギー発電設備を除きます。）に揚水発電設備等が併設されている場合~~は，次のとおりといたします。~~	⑸　揚水発電設備等が設置された受電地点において，揚水発電設備等により発電量調整供給に係る電気を発電または放電する場合，当該発電量調整供給に係る電気の電力量については，22（系統連系受電サービス）⑶ロに定める電力量料金を申し受けません。ただし，発電設備（当社が特定契約を締結する再生可能エネルギー発電設備を除きます。）に揚水発電設備等が併設されている場合で，発電設備が⑷イに定める適用範囲に該当しないときは，発電契約者または発電者と当社との協議によりあらかじめ定めた方法によって系統連系受電サービスに係る発電量調整受電電力量を算定し，22（系統連系受電サービス）⑶ロに定める電力量料金を申し受けます。また，発電設備（当社が特定契約を締結する再生可能エネルギー発電設備を除きます。）に揚水発電設備等が併設されている場合で，発電設備が⑷イに定める適用範囲に該当し，かつ，再生可能エネルギー特別措置法第２条の２第１項に定める市場取引等により再生可能エネルギー電気を供給する事業に係る発電設備等が設置された受電地点に係る需要場所に接続供給され揚水または蓄電された電気を当該需要場所以外の需要場所に託送供給されるために発電または放電するときは，揚水発電設備等に係る系統連系受電課金対象電力および契約超過受電電力を⑷ロ㈠ａおよび⑷ロ㈡ａに準じて定め，⑷にかかわらず，22（系統連系受電サービス）⑶イに定める基本料金から22（系統連系受電サービス）⑶ハ㈡に定める系統設備効率化割引額を差し引いた金額および41（契約超過金）⑵に定める契約超過金を申し受けます。
~~イ　発電設備が⑷イに定める適用範囲に該当する場合~~ ~~22（系統連系受電サービス）⑶に定める系統連系受電サービス料金および41（契約超過金）⑵に定める契約超過金を申し受けません。~~	

~~ロ　発電設備が(4)イに定める適用範囲に該当しない場合~~ ~~発電契約者または発電者と当社との協議によりあらかじめ定めた方法によって系統連系受電サービスに係る発電量調整受電電力量を算定し，22（系統連系受電サービス）(3)ロに定める電力量料金を申し受けます。~~	
(6)　発電設備等に係る供給地点において最終保障供給約款にもとづく電気の需給契約（以下「当社との電気の需給契約」といいます。）を締結している場合は，次のとおりといたします。	(6)　発電設備等に係る供給地点において最終保障供給約款にもとづく電気の需給契約（以下「当社との電気の需給契約」といいます。）を締結している場合は，次のとおりといたします。
イ　18（料金）(3)ロにおいて，当社との電気の需給契約における料金の支払義務発生日を供給側料金算定日とみなします。	イ　18（料金）(3)ロにおいて，当社との電気の需給契約における料金の支払義務発生日を供給側料金算定日とみなします。
ロ　22（系統連系受電サービス）(2)における系統連系受電課金対象電力または41（契約超過金）(2)における契約超過受電電力の算定上，当社との電気の需給契約における契約電力を接続送電サービス契約電力または臨時接続送電サービス契約電力とみなします。	ロ　22（系統連系受電サービス）(2)における系統連系受電課金対象電力または41（契約超過金）(2)における契約超過受電電力の算定上，当社との電気の需給契約における契約電力を接続送電サービス契約電力または臨時接続送電サービス契約電力とみなします。
~~ハ　39（給電指令の実施等）(7)において，当社との電気の需給契約を結んだ者を需要者とみなします。~~	
~~ニ~~　53（契約の廃止）(5)または55（解約等）(6)において，当社との電気の需給契約を接続供給契約とみなします。	ハ　53（契約の廃止）(5)または55（解約等）(6)において，当社との電気の需給契約を接続供給契約とみなします。
~~15　2025年３月31日までの給電指令の実施等についての特別措置~~ ~~この約款実施の日から2025年３月31日までの期間における需要者の電気の使用または21（予備送電サービス）の使用を制限または中止した場合の料金については，39（給電指令の実施等）(9)または(10)にかかわらず，次のとおりといたします。~~ ~~(1)　当社は，39（給電指令の実施等）(2)イ，ロ，ハ，トまたは(3)によって，需要者の電気の使用を制限し，または中止した場合には，次の割引を行ない料金を算定いたします。ただし，その原因が契約者，発電契約者，発電者または需要者の責めとなる理由による場合は，その部分については割引いたしません。~~ ~~イ　低圧で供給する場合または高圧で供給する場合で，接続送電サービス契約電力もしくは臨時接続送電サービス契約電力が500キロワット未満となるとき。~~	

(イ)　割引の対象

電灯定額接続送電サービスについては接続送電サービス料金とし，電灯臨時定額接続送電サービスおよび動力臨時定額接続送電サービスについては臨時接続送電サービス料金とし，その他については当該供給地点の19（接続送電サービス）または20（臨時接続送電サービス）の基本料金（力率割引または割増しの適用を受ける場合はその適用後の基本料金といたします。）といたします。ただし，33（料金の算定）(1)イ，ロ，ニ，ホ，へまたはリの場合は，制限または中止の日における契約内容に応じて算定される１月の金額といたします。

(ロ)　割引率

１月中の制限し，または中止した延べ日数１日ごとに４パーセントといたします。

(ハ)　制限または中止延べ日数の計算

延べ日数は，１日のうち延べ１時間以上制限し，または中止した日を１日として計算いたします。

ロ　高圧で供給する場合で，接続送電サービス契約電力もしくは臨時接続送電サービス契約電力が500キロワット以上となるときまたは特別高圧で供給する場合

(イ)　割引の対象

当該供給地点の力率割引または割増し後の19（接続送電サービス）または20（臨時接続送電サービス）の基本料金といたします。ただし，33（料金の算定）(1)イ，ロ，ニ，ホ，へまたはリの場合は，制限または中止の日における契約内容に応じて算定される１月の金額といたします。

(ロ)　割引率

１月中の制限し，または中止した延べ時間数１時間ごとに0.2パーセントといたします。

(ハ)　制限または中止延べ時間数の計算

延べ時間数は，１回10分以上の制限または中止の延べ時間とし，１時間未満の端数を生じた場合は，30分以上は切り上げ，30分未満は切り捨てます。

なお，制限時間については，次の算式によって修正したうえで合計いたします。

（算　　式）

a　接続供給電力を制限した場合

H’＝H×（D　d）／D

H’＝　修正時間

H　＝　制限時間

D　＝　当該供給地点の接続送電サービス契約電力または
　　臨時接続送電サービス契約電力

d　＝　制限時間中の当該供給地点の接続供給電力の最大値

b　接続供給電力量を制限した場合

H’＝H×（A　B）／A

H’＝　修正時間

H　＝　制限時間

A　＝　制限指定時間中の当該供給地点の基準となる電力量
　　（需要者の平常操業時の接続供給電力量の実績等にもとづき算定される推定接続供給電力量といたします。）

B　＝　制限時間中の当該供給地点の接続供給電力量

c　接続供給電力および接続供給電力量を同時に制限した時間については，ａによる修正時間またはｂによる修正時間のいずれか大きいものによります。

(2)　(1)による延べ日数または延べ時間数を計算する場合には，電気工作物の保守または増強のための工事の必要上当社が契約者に３日前までにお知らせして行なう制限または中止は，１月につき１日を限って計算に入れません。この場合の１月につき１日とは，１暦月の１暦日における１回の工事による制限または中止の時間といたします。

なお，契約者と当社との協議（分割接続供給の場合は，双方の契約者と当社との協議といたします。）が整った場合は，需要者に３日前までにお知らせしたことをもって契約者に３日前までにお知らせしたものとみなします。

(3)　21（予備送電サービス）の使用を制限し，または中止した場合には，(1)および(2)に準じて割引を行ない料金を算定いたします。

	15　災害救助法が適用された場合等の特別措置 2025年４月１日以降に当社供給区域において災害が発生し，原則として災害発生日から１年以内に，当社供給区域内の地域が災害救助法第２条第３項に定める災害発生市町村または本部所管区域市町村の区域（以下「災害救助法適用地域」といいます。）として公示された場合，または当該災害が激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第２条第１項に定める激甚災害として指定され当社供給区域内の地域がその対象地域となった場合で，災害救助法の公示日または激甚災害の指定日が属する月から６月後の月の末日までに，当該災害により被害を受けた需要者（原則として災害救助法適用地域または激甚災害の対象地域の需要者に限ります。）の供給地点に係る託送供給について当該需要者に対して電気の供給を行なう契約者からこの特別措置の適用の申出があるとき（当社が分割接続供給を行なう供給地点においては，双方の契約者から申出がある場合に限ります。）または当該災害により被害を受けた発電者（原則として災害救助法適用地域または激甚災害の対象地域の発電者に限ります。）の受電地点に係る発電量調整供給について当該発電者もしくは当該発電量調整供給に係る発電契約者からこの特別措置の適用の申出があるときの料金および必要となるその他の供給条件は次のとおりといたします。 なお，当社は，需要者または発電者の被害状況を確認するため，必要に応じてり災証明書の提示を求める等の措置を講ずることがあります。 (1)　災害により被害を受けた需要者の供給地点に係る接続送電サービス料金，臨時接続送電サービス料金および予備送電サービス料金について，災害発生日が属する月の前月の料金（支払期日が災害発生日以降となるものに限ります。），および災害発生日が属する月からその翌々月までの料金の供給側料金算定日を，18（料金）(1)にかかわらず，それぞれ１月延期いたします。 (2)　災害により被害を受けた需要者の供給地点において，災害により被害を受けたときから引き続きまったく電気を使用しない場合には，災害発生日が属する月から６月後の月の末日までの間は，料金の算定期間ごとに次の割引を行ない料金を算定いたします。

	イ　割引の対象 電灯定額接続送電サービスについては接続送電サービス料金とし，電灯臨時定額接続送電サービスおよび動力臨時定額接続送電サービスについては臨時接続送電サービス料金とし，その他については当該供給地点の19（接続送電サービス）または20（臨時接続送電サービス）の基本料金（力率割引または割増しの適用を受ける場合はその適用後の基本料金といたします。）といたします。ただし，33（料金の算定）(1)イ，ロ，ニ，ホ，ヘまたはリの場合は，まったく電気を使用しない日における契約内容に応じて算定される１月の金額といたします。 ロ　割 引 率 ハに定める割引日数１日ごとに４パーセントといたします。 ハ　割引日数 割引日数は，各月の料金の算定期間における，災害により被害を受けたときから引き続きまったく電気を使用しない期間の日数とし，30分ごとの接続供給電力量等にもとづき当社との協議によって定めます。 (3)　災害により被害を受けた需要者の供給地点において，災害により被害を受けたときから引き続きまったく21（予備送電サービス）を使用しない場合には，災害発生日が属する月から６月後の月の末日までの間は，料金の算定期間ごとに(2)に準じて割引を行ない予備送電サービス料金を算定いたします。

	⑷　災害により被害を受けた需要者の供給地点において，災害により被害を受けたときから引き続きまったく電気を使用しないで，契約者が当該供給地点に係る接続供給を廃止された後，契約者が新たに当該供給地点に係る接続供給の申込みを行なった場合で，その申込みが災害発生日が属する月の６月後の月の末日までに行なわれ，かつ，その申込みが災害により被害を受けたときの当該供給地点に係る接続送電サービス契約電力等をこえないとき（分割接続供給の場合は，その申込みにもとづく１供給地点につき，１接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービス契約電力等が，災害により被害を受けたときの１供給地点につき，１接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービス契約電力等をこえないときに限ります。）は，69（一般供給設備の工事費負担金），70（供給地点への特別供給設備の工事費負担金），71（供給地点への供給設備を変更する場合の工事費負担金）および72（供給地点への特別供給設備等の工事費の算定）にかかわらず，その工事費負担金を申し受けません。 ⑸　契約者が，災害により被害を受けた需要者の供給地点において，再建等のため，20（臨時接続送電サービス）の申込みを行なった場合で，その申込みが災害発生日が属する月の６月後の月の末日までに行なわれたときは，75（臨時工事費）にかかわらず，その臨時工事費を申し受けません。 ⑹　災害により被害を受けた需要者の供給地点において，電気設備が災害のため復旧まで一時使用不能となった場合，18（料金）⑴にかかわらず，災害発生日が属する月から６月後の月の末日までの間は，その使用不能設備に相当する19（接続送電サービス）の基本料金，20（臨時接続送電サービス）の基本料金および予備送電サービス料金の割引を行ない料金を算定いたします。 ⑺　契約者が，災害により被害を受けた需要者の供給地点において，再建等のため，引込線，計量器，その付属装置，区分装置および通信設備等の取付位置の変更の申込みを災害発生日が属する月の６月後の月の末日までに行なった場合で，その供給方法が災害により被害を受けたときの供給方法と同一であるときは，62（引込線の接続），63（計量器等の取付け）および64（通信設備等の施設）にかかわらず，原則として，その初回の工事に要した実費を申し受けません。

	⑻　災害により被害を受けた需要者の供給地点において，当社が分割接続供給を行なう場合で，⑵または⑹によって割引を行ない接続送電サービス料金または臨時接続送電サービス料金を算定するときは，⑼または⑽による料金の調整を行なうために，１供給地点につき，１接続送電サービスまたは１臨時接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービス料金または臨時接続送電サービス料金を，⑵または⑹に準じて割引を行ない算定いたします。 ⑼　災害により被害を受けた需要者の供給地点において，当社が分割接続供給を行ない，かつ，⑵または⑹によって割引を行ない接続送電サービス料金を算定する場合で，それぞれの契約者に係る接続送電サービス料金の合計と，⑻によって算定された１供給地点につき，１接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービス料金との間に差が生ずるときは，33（料金の算定）⑿に準じて接続送電サービス料金の調整を行ないます。 ⑽　災害により被害を受けた需要者の供給地点において，当社が分割接続供給を行ない，かつ，⑵または⑹によって割引を行ない臨時接続送電サービス料金を算定する場合で，それぞれの契約者に係る臨時接続送電サービス料金の合計と，⑻によって算定された１供給地点につき，１臨時接続送電サービスを適用した場合の臨時接続送電サービス料金との間に差が生ずるときは，33（料金の算定）⒀に準じて臨時接続送電サービス料金の調整を行ないます。 ⑾　災害により被害を受けた需要者の供給地点において，当社が分割接続供給を行なう場合で，⑶または⑹によって割引を行ない予備送電サービス料金を算定するときは，⑿による料金の調整を行なうために，１供給地点につき，１予備送電サービスを適用した場合の予備送電サービス料金を，⑶または⑹に準じて割引を行ない算定いたします。 ⑿　災害により被害を受けた需要者の供給地点において，当社が分割接続供給を行ない，かつ，予備送電サービスをあわせて適用し，⑶または⑹によって割引を行ない予備送電サービス料金を算定する場合で，それぞれの契約者に係る予備送電サービス料金の合計と，⑾によって算定された１供給地点につき，１予備送電サービスを適用した場合の予備送電サービス料金との間に差が生ずるときは，33（料金の算定）⒁に準じて予備送電サービス料金の調整を行ないます。 ⒀　災害により被害を受けた発電者の受電地点に係る系統連系受電サービス料金について，災害発生日が属する月の前月の料金（支払期日が災害発生日以降となるものに限ります。），および災害発生日が属する月からその翌々月までの料金の支払期日を，34（支払義務の発生および支払期日）にかかわらず，それぞれ１月延期いたします。

	⑭　災害により被害を受けた発電者の受電地点において，災害により被害を受けたときから引き続きまったく発電または放電しない場合（他の発電量調整供給契約等と同一計量する場合等は，すべての発電量調整供給等に係る発電量調整受電電力量等が零であるときに限ります。）には，災害発生日が属する月から６月後の月の末日までの間は，料金の算定期間ごとに次の割引を行ない料金を算定いたします。 イ　割引の対象 当該受電地点の系統連系受電サービスの基本料金から系統設備効率化割引額を差し引いた金額といたします。ただし，33（料金の算定）⑴イ，ハ，ニ，トまたはチの場合は，まったく電気を発電または放電しない日における契約内容に応じて算定される１月の金額といたします。 ロ　割 引 率 ハに定める割引日数１日ごとに４パーセントといたします。 ハ　割引日数 割引日数は，各月の料金の算定期間における，災害により被害を受けたときから引き続きまったく電気を発電または放電しない期間の日数とし，30分ごとの発電量調整受電電力量等にもとづき当社との協議によって定めます。 ⑮　災害により被害を受けた発電者の受電地点において，発電設備等が災害のため復旧まで一時運転不能となった場合，18（料金）⑶にかかわらず，災害発生日が属する月から６月後の月の末日までの間は，その運転不能設備に相当する系統連系受電サービスの基本料金の割引を行ない料金を算定いたします。 なお，この場合，その運転不能設備に相当する系統連系受電サービスの系統設備効率化割引は適用いたしません。

旧	新
別　　表	別　　表
4　負荷設備の入力換算容量	4　負荷設備の入力換算容量
⑷　電気溶接機	⑷　電気溶接機
電気溶接機の換算容量は，次の算式によって算定された値といたします。	電気溶接機の換算容量は，次の算式によって算定された値といたします。
イ　日本産業規格に適合した機器（コンデンサ内蔵型を除きます。）の場合	イ　日本産業規格に適合した機器（コンデンサ内蔵型を除きます。）の場合
~~入力（キロワット）＝ 最大定格１次入力（キロボルトアンペア） ×70パーセント~~	入力（キロワット）＝最大定格１次入力（キロボルトアンペア） ×70パーセント
ロ　イ以外の場合	ロ　イ以外の場合
~~入力（キロワット）＝ 実測した１次入力（キロボルトアンペア） ×70パーセント~~	入力（キロワット）＝実測した１次入力（キロボルトアンペア） ×70パーセント

9　需要計画・調達計画・販売計画

需要計画・調達計画・販売計画の通知の期限および通知の内容は，次のとおりといたします。

対象期間		年間計画（第１年度，第２年度）	月間計画（翌月，翌々月）	週間計画（翌週，翌々週）	翌々日計画	翌日計画	当日計画
通知の期限		毎年10月31日	毎月１日	毎週水曜日午前10時	毎日午前10時	毎日午前12時	30分ごとの実需給時刻の開始時刻の１時間前
通知の内容	需要想定値	各月の平日および休日の接続対象電力の最大値および最小値	各週の平日および休日の接続対象電力の最大値および最小値	電力広域的運営推進機関が指定する時刻の日ごとの接続対象電力	~~週間計画と同一の時刻の接続対象電力~~	30分ごとの接続対象電力量	
	需要想定値に対する達成計画・販売計画	各月の平日および休日の接続対象電力の最大値および最小値に対する発電契約者，契約者または需要抑制契約者ごとの調達分および販売分の計画値	各週の平日および休日の接続対象電力の最大値および最小値に対する発電契約者，契約者または需要抑制契約者ごとの調達分および販売分の計画値	電力広域的運営推進機関が指定する時刻の日ごとの接続対象電力に対する発電契約者，契約者または需要抑制契約者ごとの調達分および販売分の計画値	~~週間計画と同一の時刻の接続対象電力に対する発電契約者，契約者または需要抑制契約者ごとの調達分および販売分の計画値~~	30分ごとの接続対象電力量に対する発電契約者，契約者または需要抑制契約者ごとの調達分および販売分の計画値	
		供給力未調達分の計画値（自己等への電気の供給の場合を除く）				－	

（注）１　需要計画・調達計画・販売計画は，当社所定の様式により提出していただきます。

２　年度とは，４月１日から翌年の３月31日までの期間といたします。

３　当社が供給区域の詳細な需給状況を把握する必要がある場合は，より詳細な断面を提出していただく場合があります。

４　~~翌々日~~計画以前において，連系線の利用に係る調達計画および販売計画がある場合には，当該利用に係る調達分ごとの計画値および当該利用に係る販売分ごとの計画値を提出していただきます。

9　需要計画・調達計画・販売計画

需要計画・調達計画・販売計画の通知の期限および通知の内容は，次のとおりといたします。

対象期間		年間計画（第１年度，第２年度）	月間計画（翌月，翌々月）	週間計画（翌週，翌々週）	翌々日計画	翌日計画	当日計画
通知の期限		毎年10月31日	毎月１日	毎週水曜日午前10時	毎日午前10時	毎日午前12時	30分ごとの実需給時刻の開始時刻の１時間前
通知の内容	需要想定値	各月の平日および休日の接続対象電力の最大値および最小値	各週の平日および休日の接続対象電力の最大値および最小値	電力広域的運営推進機関が指定する時刻の日ごとの接続対象電力	30分ごとの接続対象電力量		
	需要想定値に対する達成計画・販売計画	各月の平日および休日の接続対象電力の最大値および最小値に対する発電契約者，契約者または需要抑制契約者ごとの調達分および販売分の計画値	各週の平日および休日の接続対象電力の最大値および最小値に対する発電契約者，契約者または需要抑制契約者ごとの調達分および販売分の計画値	電力広域的運営推進機関が指定する時刻の日ごとの接続対象電力に対する発電契約者，契約者または需要抑制契約者ごとの調達分および販売分の計画値	30分ごとの接続対象電力量に対する発電契約者，契約者または需要抑制契約者ごとの調達分および販売分の計画値		
		供給力未調達分の計画値（自己等への電気の供給の場合を除く）			－		

（注）１　需要計画・調達計画・販売計画は，当社所定の様式により提出していただきます。

２　年度とは，４月１日から翌年の３月31日までの期間といたします。

３　当社が供給区域の詳細な需給状況を把握する必要がある場合は，より詳細な断面を提出していただく場合があります。

４　週間計画以前において，連系線の利用に係る調達計画および販売計画がある場合には，当該利用に係る調達分ごとの計画値および当該利用に係る販売分ごとの計画値を提出していただきます。

10　発電計画・調達計画・販売計画

発電計画・調達計画・販売計画の通知の期限および通知の内容は，次のとおりといたします。

対象期間		年間計画（第１年度，第２年度）	月間計画（翌月，翌々月）	週間計画（翌週，翌々週）	翌々日計画	翌日計画	当日計画
通知の期限		毎年10月31日	毎月１日	毎週水曜日午前10時	毎日午前10時	毎日午前12時	原則として30分ごとの実需給の開始時刻の１時間前
通知の内容	発電計画	各月の平日および休日の発電電力量調整受電電力の最大値および最小値	各週の平日および休日の発電電力量調整受電電力の最大値および最小値	広域的機関が定める広域進推指針に基づき，発電電力量の発受電が時と調整力契約に基づく調整力の電力量と調整力契約に基づく調整力の電力量	~~週間計画と同一の時刻の発電電力量調整受電電力~~	30分ごとの発電電力量調整受電電力量	
	調達計画・販売計画	各月の平日および休日の発電電力量調整受電電力の最大値および最小値契約者，発電契約者または需要抑制契約者ごとの調達分および販売分の計画値	各週の平日および休日の発電電力量調整受電電力の最大値および最小値契約者，発電契約者または需要抑制契約者ごとの調達分および販売分の計画値	広域的機関が定める広域進推指針に基づき，発電電力量の発受電が時と調整力契約に基づく調整力の電力量と調整力契約に基づく調整力の電力量	~~週間計画と同一の時刻の発電電力量調整受電電力に対する契約者，発電契約者または需要抑制契約者ごとの調達分および販売分の計画値~~	30分ごとの発電電力量調整受電電力量に対する契約者，発電契約者または需要抑制契約者ごとの調達分および販売分の計画値	
	発電設備等の停止計画	作業の開始日時，作業の終了日時，停止内容，その他必要な項目		－	－	－	
		－	－	計画外作業			
				計画作業の変更分			

（注）１　発電計画・調達計画・販売計画は，当社所定の様式により提出していただきます。

２　年度とは，４月１日から翌年の３月31日までの期間といたします。

３　当社が系統運用上必要な場合および料金の算定上必要な場合は，発電場所別の発電計画もあわせて提出していただきます。

４　計画外作業および計画作業の変更分については，発生のつど，すみやかに提出していただきます。

５　当社が供給区域の詳細な需給状況を把握する必要がある場合は，より詳細な断面を提出していただく場合があります。

10　発電計画・調達計画・販売計画

発電計画・調達計画・販売計画の通知の期限および通知の内容は，次のとおりといたします。

対象期間		年間計画（第１年度，第２年度）	月間計画（翌月，翌々月）	週間計画（翌週，翌々週）	翌々日計画	翌日計画	当日計画
通知の期限		毎年10月31日	毎月１日	毎週水曜日午前10時	毎日午前10時	毎日午前12時	原則として30分ごとの実需給の開始時刻の１時間前
通知の内容	発電計画	各月の平日および休日の発電電力量調整受電電力の最大値および最小値	各週の平日および休日の発電電力量調整受電電力の最大値および最小値	広域的機関が定める広域進推指針に基づき，発電電力量の発受電が時と調整力契約に基づく調整力の電力量と調整力契約に基づく調整力の電力量	30分ごとの発電電力量調整受電電力量		
	調達計画・販売計画	各月の平日および休日の発電電力量調整受電電力の最大値および最小値契約者，発電契約者または需要抑制契約者ごとの調達分および販売分の計画値	各週の平日および休日の発電電力量調整受電電力の最大値および最小値契約者，発電契約者または需要抑制契約者ごとの調達分および販売分の計画値	広域的機関が定める広域進推指針に基づき，発電電力量の発受電が時と調整力契約に基づく調整力の電力量と調整力契約に基づく調整力の電力量	30分ごとの発電電力量調整受電電力量に対する契約者，発電契約者または需要抑制契約者ごとの調達分および販売分の計画値		
	発電設備等の停止計画	作業の開始日時，作業の終了日時，停止内容，その他必要な項目		－	－		
		－	－	計画外作業			
				計画作業の変更分			

（注）１　発電計画・調達計画・販売計画は，当社所定の様式により提出していただきます。

２　年度とは，４月１日から翌年の３月31日までの期間といたします。

３　当社が系統運用上必要な場合および料金の算定上必要な場合は，発電場所別の発電計画もあわせて提出していただきます。

４　計画外作業および計画作業の変更分については，発生のつど，すみやかに提出していただきます。

５　当社が供給区域の詳細な需給状況を把握する必要がある場合は，より詳細な断面を提出していただく場合があります。

6　~~翌々日~~計画以前において，連系線の利用に係る調達計画および販売計画がある場合には，当該利用に係る調達分ごとの計画値および当該利用に係る販売分ごとの計画値を提出していただきます。

11　需要抑制計画・調達計画・販売計画・ベースライン

需要抑制計画・調達計画・販売計画・ベースラインの通知の期限および通知の内容は，次のとおりといたします。

対象期間		年間計画（第１年度，第２年度）	月間計画（翌月，翌々月）	週間計画（翌週，翌々週）	翌々日計画	翌日計画	当日計画
通知の期限		毎年10月31日	毎月１日	毎週水曜日午前10時	毎日午前10時	毎日午前12時	30分ごとの実需給開始時刻の１時間前
通知の内容	需要抑制計画	各月の平日および休日の需要抑制量調整受電電力の最大値および最小値	各週の平日および休日の需要抑制量調整受電電力の最大値および最小値	電力広域的運営推進機関が指定する時刻の日ごとの需要抑制量調整受電電力	~~週間計画と同一の時刻の需要抑制量調整受電電力~~	30分ごとの需要抑制量調整受電電力量	
	調達計画・販売計画	各月の平日および休日の需要抑制量調整受電電力の最大値および最小値に対する契約者，発電契約者または需要抑制契約者ごとの調達分および販売分の計画値	各週の平日および休日の需要抑制量調整受電電力の最大値および最小値に対する契約者，発電契約者または需要抑制契約者ごとの調達分および販売分の計画値	電力広域的運営推進機関が指定する時刻の日ごとの需要抑制量調整受電電力に対する契約者，発電契約者または需要抑制契約者ごとの調達分および販売分の計画値	~~週間計画と同一の時刻の需要抑制量調整受電電力に対する契約者，発電契約者または需要抑制契約者ごとの調達分および販売分の計画値~~	30分ごとの需要抑制量調整受電電力量に対する契約者，発電契約者または需要抑制契約者ごとの調達分および販売分の計画値	
	ベースライン	－	－	－	－	－	30分ごとの値

（注）１　需要抑制計画・調達計画・販売計画・ベースラインは，当社所定の様式により提出していただきます。

２　年度とは，４月１日から翌年の３月31日までの期間といたします。

３　当社が供給区域の詳細な需給状況を把握する必要がある場合は，より詳細な断面を提出していただく場合があります。

４　~~翌々日~~計画以前において，連系線の利用に係る調達計画および販売計画がある場合には，当該利用に係る調達分ごとの計画値および当該利用に係る販売分ごとの計画値を提出していただきます。

6　週間計画以前において，連系線の利用に係る調達計画および販売計画がある場合には，当該利用に係る調達分ごとの計画値および当該利用に係る販売分ごとの計画値を提出していただきます。

11　需要抑制計画・調達計画・販売計画・ベースライン

需要抑制計画・調達計画・販売計画・ベースラインの通知の期限および通知の内容は，次のとおりといたします。

対象期間		年間計画（第１年度，第２年度）	月間計画（翌月，翌々月）	週間計画（翌週，翌々週）	翌々日計画	翌日計画	当日計画
通知の期限		毎年10月31日	毎月１日	毎週水曜日午前10時	毎日午前10時	毎日午前12時	30分ごとの実需給開始時刻の１時間前
通知の内容	需要抑制計画	各月の平日および休日の需要抑制量調整受電電力の最大値および最小値	各週の平日および休日の需要抑制量調整受電電力の最大値および最小値	電力広域的運営推進機関が指定する時刻の日ごとの需要抑制量調整受電電力	30分ごとの需要抑制量調整受電電力量		
	調達計画・販売計画	各月の平日および休日の需要抑制量調整受電電力の最大値および最小値に対する契約者，発電契約者または需要抑制契約者ごとの調達分および販売分の計画値	各週の平日および休日の需要抑制量調整受電電力の最大値および最小値に対する契約者，発電契約者または需要抑制契約者ごとの調達分および販売分の計画値	電力広域的運営推進機関が指定する時刻の日ごとの需要抑制量調整受電電力に対する契約者，発電契約者または需要抑制契約者ごとの調達分および販売分の計画値	30分ごとの需要抑制量調整受電電力量に対する契約者，発電契約者または需要抑制契約者ごとの調達分および販売分の計画値		
	ベースライン	－	－	－	－	－	30分ごとの値

（注）１　需要抑制計画・調達計画・販売計画・ベースラインは，当社所定の様式により提出していただきます。

２　年度とは，４月１日から翌年の３月31日までの期間といたします。

３　当社が供給区域の詳細な需給状況を把握する必要がある場合は，より詳細な断面を提出していただく場合があります。

４　週間計画以前において，連系線の利用に係る調達計画および販売計画がある場合には，当該利用に係る調達分ごとの計画値および当該利用に係る販売分ごとの計画値を提出していただきます。

旧	新
系統連系技術要件 **〔託送供給等約款別冊〕** ~~2024~~ 年 ~~10~~ 月 ~~1~~ 日 実施 関西電力送配電株式会社	系統連系技術要件 **〔託送供給等約款別冊〕** 2025 年 4 月 1 日 実施 関西電力送配電株式会社

旧	新
系統連系技術要件 〔託送供給等約款別冊〕 目 次	系統連系技術要件 〔託送供給等約款別冊〕 目 次
Ⅰ 総 則 …… Ⅰ-1 1 目 的 …… Ⅰ-1 2 適用の範囲 …… Ⅰ-1 3 協 議 …… Ⅰ-1 Ⅱ 発電設備等の低圧配電線との連系要件 …… Ⅱ-1 4 電気方式 …… Ⅱ-1 5 運転可能周波数 …… Ⅱ-1 6 力 率 …… Ⅱ-~~1~~ 7 高 調 波 …… Ⅱ-2 8 需給バランス制約による発電設備等の出力の抑制 …… Ⅱ-2 9 送電容量制約による発電設備等の出力の抑制 …… Ⅱ-3 10 不要解列の防止 …… Ⅱ-3 11 保護リレーの設置 …… Ⅱ-~~6~~ 12 保護リレーの設置場所 …… Ⅱ-~~7~~ 13 解列箇所 …… Ⅱ-~~8~~ 14 保護リレーの設置相数 …… Ⅱ-~~8~~ ~~15~~ 接地方式 …… Ⅱ-~~8~~ ~~16~~ 直流流出防止変圧器の設置 …… Ⅱ-~~9~~ ~~17~~ 電圧変動 …… Ⅱ-~~9~~ ~~18~~ 短絡容量 …… Ⅱ-~~11~~ ~~19~~ 過電流引き外し素子を有する遮断器の設置 …… Ⅱ-~~11~~	Ⅰ 総 則 …… Ⅰ-1 1 目 的 …… Ⅰ-1 2 適用の範囲 …… Ⅰ-1 3 協 議 …… Ⅰ-1 Ⅱ 発電設備等の低圧配電線との連系要件 …… Ⅱ-1 4 電気方式 …… Ⅱ-1 5 運転可能周波数・並列時許容周波数 …… Ⅱ-1 6 力 率 …… Ⅱ-2 7 高 調 波 …… Ⅱ-2 8 需給バランス制約による発電設備等の出力の抑制 …… Ⅱ-2 9 送電容量制約による発電設備等の出力の抑制 …… Ⅱ-3 10 不要解列の防止 …… Ⅱ-3 11 保護リレーの設置 …… Ⅱ-7 12 保護リレーの設置場所 …… Ⅱ-8 13 解列箇所 …… Ⅱ-9 14 保護リレーの設置相数 …… Ⅱ-9 15 発電機運転制御装置の付加 …… Ⅱ-9 16 接地方式 …… Ⅱ-10 17 直流流出防止変圧器の設置 …… Ⅱ-10 18 電圧変動 …… Ⅱ-10 19 短絡容量 …… Ⅱ-13 20 過電流引き外し素子を有する遮断器の設置 …… Ⅱ-13

旧	新
~~20~~ 発電設備等の種類 …… Ⅱ-~~11~~	21 発電設備等の種類 …… Ⅱ-13
~~21~~ サイバーセキュリティ対策 …… Ⅱ-~~12~~	22 サイバーセキュリティ対策 …… Ⅱ-14
~~22~~ 発 電 機 諸 元 …… Ⅱ-~~12~~	23 発 電 機 諸 元 …… Ⅱ-14
Ⅲ 発電設備等の高圧配電線との連系要件 …… Ⅲ-1	**Ⅲ 発電設備等の高圧配電線との連系要件** …… Ⅲ-1
~~23~~ 電 気 方 式 …… Ⅲ-1	24 電 気 方 式 …… Ⅲ-1
~~24~~ 運転可能周波数 …… Ⅲ-1	25 運転可能周波数・並列時許容周波数 …… Ⅲ-1
~~25~~ 力 率 …… Ⅲ-~~1~~	26 力 率 …… Ⅲ-2
~~26~~ 高 調 波 …… Ⅲ-2	27 高 調 波 …… Ⅲ-2
~~27~~ 需給バランス制約による発電設備等の出力の抑制 …… Ⅲ-2	28 需給バランス制約による発電設備等の出力の抑制 …… Ⅲ-2
~~28~~ 送電容量制約による発電設備等の出力の抑制 …… Ⅲ-~~2~~	29 送電容量制約による発電設備等の出力の抑制 …… Ⅲ-3
~~29~~ 不要解列の防止 …… Ⅲ-3	30 不要解列の防止 …… Ⅲ-3
~~30~~ 保護リレーの設置 …… Ⅲ-6	31 保護リレーの設置 …… Ⅲ-6
~~31~~ 保護リレーの設置場所 …… Ⅲ-8	32 保護リレーの設置場所 …… Ⅲ-8
~~32~~ 解 列 箇 所 …… Ⅲ-8	33 解 列 箇 所 …… Ⅲ-8
~~33~~ 保護リレーの設置相数 …… Ⅲ-9	34 保護リレーの設置相数 …… Ⅲ-9
~~34~~ 自 動 負 荷 制 限 …… Ⅲ-9	35 自 動 負 荷 制 限 …… Ⅲ-9
~~35~~ 線路無電圧確認装置の設置 …… Ⅲ-9	36 線路無電圧確認装置の設置 …… Ⅲ-9
	37 発電機運転制御装置の付加 …… Ⅲ-10
~~36~~ 接 地 方 式 …… Ⅲ-~~10~~	38 接 地 方 式 …… Ⅲ-11
~~37~~ 直流流出防止変圧器の設置 …… Ⅲ-~~10~~	39 直流流出防止変圧器の設置 …… Ⅲ-11
~~38~~ 電 圧 変 動 …… Ⅲ-11	40 電 圧 変 動 …… Ⅲ-11
~~39~~ 短 絡 容 量 …… Ⅲ-~~13~~	41 短 絡 容 量 …… Ⅲ-14
~~40~~ 発電機定数・諸元 …… Ⅲ-~~13~~	42 発電機定数・諸元 …… Ⅲ-14
~~41~~ 昇圧用変圧器 …… Ⅲ-~~15~~	43 昇圧用変圧器 …… Ⅲ-17
~~42~~ 連 絡 体 制 …… Ⅲ-~~15~~	44 連 絡 体 制 …… Ⅲ-17
~~43~~ バンク逆潮流の制限 …… Ⅲ-~~16~~	45 バンク逆潮流の制限 …… Ⅲ-18

旧	新
~~44~~ サイバーセキュリティ対策 …… Ⅲ-~~17~~	46 サイバーセキュリティ対策 …… Ⅲ-19
Ⅳ　発電設備等の特別高圧電線路との連系要件 …… Ⅳ-1	**Ⅳ　発電設備等の特別高圧電線路との連系要件** …… Ⅳ-1
~~45~~ 電　気　方　式 …… Ⅳ-1	47 電　気　方　式 …… Ⅳ-1
~~46~~ 運転可能周波数・並列時許容周波数 …… Ⅳ-1	48 運転可能周波数・並列時許容周波数 …… Ⅳ-1
~~47~~ 力　　率 …… Ⅳ-1	49 力　　率 …… Ⅳ-1
~~48~~ 高　調　波 …… Ⅳ-2	50 高　調　波 …… Ⅳ-2
~~49~~ 需給バランス制約による発電設備等の出力の抑制 …… Ⅳ-2	51 需給バランス制約による発電設備等の出力の抑制 …… Ⅳ-2
~~50~~ 送電容量制約による発電設備等の出力の抑制 …… Ⅳ-3	52 送電容量制約による発電設備等の出力の抑制 …… Ⅳ-3
~~51~~ 不要解列の防止 …… Ⅳ-3	53 不要解列の防止 …… Ⅳ-3
~~52~~ 保護リレーの設置 …… Ⅳ-5	54 保護リレーの設置 …… Ⅳ-5
~~53~~ 再閉路方式 …… Ⅳ-8	55 再閉路方式 …… Ⅳ-8
~~54~~ 保護リレーの設置場所 …… Ⅳ-~~8~~	56 保護リレーの設置場所 …… Ⅳ-9
~~55~~ 解　列　箇　所 …… Ⅳ-~~8~~	57 解　列　箇　所 …… Ⅳ-9
~~56~~ 保護リレーの設置相数 …… Ⅳ-9	58 保護リレーの設置相数 …… Ⅳ-9
~~57~~ 自動負荷制限・発電抑制 …… Ⅳ-9	59 自動負荷制限・発電抑制 …… Ⅳ-9
~~58~~ 線路無電圧確認装置の設置 …… Ⅳ-10	60 線路無電圧確認装置の設置 …… Ⅳ-10
~~59~~ 発電機運転制御装置の付加 …… Ⅳ-11	61 発電機運転制御装置の付加 …… Ⅳ-11
~~60~~ 中性点接地装置の付加と電磁誘導障害防止対策の実施 …… Ⅳ-~~14~~	62 中性点接地装置の付加と電磁誘導障害防止対策の実施 …… Ⅳ-16
~~61~~ 直流流出防止変圧器の設置 …… Ⅳ-~~14~~	63 直流流出防止変圧器の設置 …… Ⅳ-16
~~62~~ 電　圧　変　動 …… Ⅳ-~~15~~	64 電　圧　変　動 …… Ⅳ-17
~~63~~ 出　力　変　動 …… Ⅳ-~~16~~	65 出　力　変　動 …… Ⅳ-18
~~64~~ 短絡・地絡電流対策 …… Ⅳ-~~17~~	66 短絡・地絡電流対策 …… Ⅳ-20
~~65~~ 発電機定数・諸元 …… Ⅳ-~~17~~	67 発電機定数・諸元 …… Ⅳ-20
~~66~~ 昇圧用変圧器 …… Ⅳ-~~20~~	68 昇圧用変圧器 …… Ⅳ-23
~~67~~ 連　絡　体　制 …… Ⅳ-~~20~~	69 連　絡　体　制 …… Ⅳ-23
~~68~~ 電気現象記録装置 …… Ⅳ-~~22~~	70 電気現象記録装置 …… Ⅳ-25

旧	新
~~69~~ サイバーセキュリティ対策 …… Ⅳ-~~22~~	71 サイバーセキュリティ対策 …… Ⅳ-25
Ⅴ　負荷設備の低圧配電線との連系要件 …… Ⅴ-1	**Ⅴ　負荷設備の低圧配電線との連系要件** …… Ⅴ-1
~~70~~ 力　　率 …… Ⅴ-1	72 力　　率 …… Ⅴ-1
~~71~~ 保護リレーの設置 …… Ⅴ-1	73 保護リレーの設置 …… Ⅴ-1
Ⅵ　負荷設備の高圧配電線との連系要件 …… Ⅵ-1	**Ⅵ　負荷設備の高圧配電線との連系要件** …… Ⅵ-1
~~72~~ 力　　率 …… Ⅵ-1	74 力　　率 …… Ⅵ-1
~~73~~ 電　力　品　質 …… Ⅵ-1	75 電　力　品　質 …… Ⅵ-1
~~74~~ 保　護　協　調 …… Ⅵ-2	76 保　護　協　調 …… Ⅵ-2
~~75~~ 保護リレーの設置 …… Ⅵ-3	77 保護リレーの設置 …… Ⅵ-3
~~76~~ 保護リレーの設置場所 …… Ⅵ-3	78 保護リレーの設置場所 …… Ⅵ-3
~~77~~ 遮　断　箇　所 …… Ⅵ-3	79 遮　断　箇　所 …… Ⅵ-3
~~78~~ 連　絡　体　制 …… Ⅵ-3	80 連　絡　体　制 …… Ⅵ-3
~~79~~ サイバーセキュリティ対策 …… Ⅵ-3	81 サイバーセキュリティ対策 …… Ⅵ-3
Ⅶ　負荷設備の特別高圧電線路との連系要件 …… Ⅶ-1	**Ⅶ　負荷設備の特別高圧電線路との連系要件** …… Ⅶ-1
~~80~~ 力　　率 …… Ⅶ-1	82 力　　率 …… Ⅶ-1
~~81~~ 電　力　品　質 …… Ⅶ-1	83 電　力　品　質 …… Ⅶ-1
~~82~~ 保　護　協　調 …… Ⅶ-3	84 保　護　協　調 …… Ⅶ-3
~~83~~ 保護リレーの設置 …… Ⅶ-3	85 保護リレーの設置 …… Ⅶ-3
~~84~~ 保護リレーの設置場所 …… Ⅶ-3	86 保護リレーの設置場所 …… Ⅶ-3
~~85~~ 保護リレーの設置相数 …… Ⅶ-3	87 保護リレーの設置相数 …… Ⅶ-3
~~86~~ 遮　断　箇　所 …… Ⅶ-4	88 遮　断　箇　所 …… Ⅶ-4
~~87~~ 連　絡　体　制 …… Ⅶ-4	89 連　絡　体　制 …… Ⅶ-4
~~88~~ サイバーセキュリティ対策 …… Ⅶ-4	90 サイバーセキュリティ対策 …… Ⅶ-4

旧	新
Ⅱ　発電設備等の低圧配電線との連系要件	**Ⅱ　発電設備等の低圧配電線との連系要件**
5　運転可能周波数	**5　運転可能周波数・並列時許容周波数**
	(1)　運転可能周波数
発電設備等の連続運転可能周波数および運転可能周波数は，次のとおりとしていただきます。	発電設備等の連続運転可能周波数および運転可能周波数は，次のとおりとしていただきます。
(1)　連続運転可能周波数は，58.2ヘルツを超え61.2ヘルツ以下とすること。	イ　連続運転可能周波数は，58.2ヘルツを超え61.2ヘルツ以下とすること。
(2)　運転可能周波数は，57.0ヘルツ以上61.8ヘルツ以下とすること。	ロ　運転可能周波数は，57.0ヘルツ以上61.8ヘルツ以下とすること。
なお，周波数低下時の運転継続時間は，58.2ヘルツでは10分程度以上，　57.6ヘルツでは１分程度以上としていただきます。また，周波数低下リレーの整定値は，原則として，検出レベルを57.0ヘルツとし，検出時限を自動再閉路時間と協調が取れる範囲の最大値（ただし，協調が取れる範囲の最大値は２秒といたします。）としていただきます。	なお，周波数低下時の運転継続時間は，58.2ヘルツでは10分程度以上，　57.6ヘルツでは１分程度以上としていただきます。また，周波数低下リレーの整定値は，原則として，検出レベルを57.0ヘルツとし，検出時限を自動再閉路時間と協調が取れる範囲の最大値（ただし，協調が取れる範囲の最大値は２秒といたします。）としていただきます。
ただし，逆変換装置を用いた発電設備等で事故時運転継続要件（以下「ＦＲＴ要件」といいます。）の適用を受けない設備については，この限りではありません。	ただし，逆変換装置を用いた発電設備等で事故時運転継続要件（以下「ＦＲＴ要件」といいます。）の適用を受けない設備については，この限りではありません。
	(2)　並列時許容周波数
	系統周波数を適正値に維持する必要があるため，並列時の周波数は並列時許容周波数以内としていただきます。
	なお，並列時許容周波数は，標準周波数＋0.1ヘルツ以下（ただし，設定可能範囲は標準周波数＋0.1ヘルツから＋1.0ヘルツといたします。）といたします。ただし，系統固有の事由等により個別に協議させていただく場合があります。

旧	新
8　需給バランス制約による発電設備等の出力の抑制 逆潮流のある発電設備等のうち，太陽光発電設備および風力発電設備ならびに蓄電池には，当社の求めに応じて，当社からの遠隔制御により，需給バランス制約による０パーセントから100パーセントの範囲（１パーセント刻みといたします。）で出力（自家消費分を除くことも可能とします。）の抑制ができる機能を有する逆変換装置やその他必要な設備を設置する等の対策を実施していただきます。ただし，ウィンドファームとしての運用がない風力発電所やウィンドファームコントローラーがない風力発電所については，技術的制約を踏まえ個別に協議させていただきます。	8　需給バランス制約による発電設備等の出力の抑制 逆潮流のある発電設備等のうち，太陽光発電設備および風力発電設備ならびに蓄電池には，当社の求めに応じて，当社からの遠隔制御により，需給バランス制約による０パーセントから100パーセントの範囲（１パーセント刻みといたします。）で出力（自家消費分を除くことも可能とします。）の抑制ができる機能を有する逆変換装置やその他必要な設備を設置する等の対策を実施していただきます。ただし，ウィンドファームとしての運用がない風力発電所やウィンドファームコントローラーがない風力発電所については，技術的制約を踏まえ個別に協議させていただきます。

旧	新
なお，逆潮流のある火力発電設備およびバイオマス発電設備（ただし，再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則に定める地域資源バイオマス発電設備〔以下「地域資源バイオマス発電設備」といいます。〕であって，燃料貯蔵や技術に由来する制約等により出力の抑制が困難なものを除きます。）は，発電出力を技術的に合理的な範囲で最大限抑制し，多くとも50パーセント以下に抑制するために必要な機能を具備していただきます。ただし，停止による対応も可能とします。	なお，逆潮流のある火力発電設備およびバイオマス発電設備（ただし，再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則に定める地域資源バイオマス発電設備〔以下「地域資源バイオマス発電設備」といいます。〕であって，燃料貯蔵や技術に由来する制約等により出力の抑制が困難なものを除きます。）は，発電出力を技術的に合理的な範囲で最大限抑制し，その最低出力を発電端の定格出力に対して，火力発電設備（混焼バイオマス発電設備を含みます。）については多くとも30パーセント以下，バイオマス発電設備については多くとも50パーセント以下に抑制するために必要な機能を具備していただきます。ただし，停止による対応も可能とします。
また，自家消費を主な目的とした発電設備等については，個別の事情を踏まえ対策の内容を協議させていただきます。	また，自家消費を主な目的とした発電設備等については，個別の事情を踏まえ対策の内容を協議させていただきます。実証設備の実証期間中の扱いについては，技術的制約を踏まえ個別に協議させていただき，実証期間終了後は，再協議させていただきます。
	15　発電機運転制御装置の付加 火力発電設備およびコージェネレーション（ガスタービン・ガスエンジンを採用したコージェネレーションを除きます。）は，周波数58.8ヘルツまでは発電機出力が低下せず，周波数58.8ヘルツ以下については，1.2ヘルツ低下するごとに5パーセント以内の出力低下に抑える，または，一度出力低下しても回復する機能もしくは装置を具備すること。 なお，周波数変動に鋭敏な負荷設備や，構内設備（発電用所内電源を除きます。）への電源供給維持のため，自立運転に移行する必要がある自家用発電設備等については，対策内容を協議さ

旧	新
	せていただきます。
~~15~~　接 地 方 式	16　接 地 方 式
~~16~~　直流流出防止変圧器の設置	17　直流流出防止変圧器の設置
~~17~~　電 圧 変 動	18　電 圧 変 動
(1)　常時電圧変動対策	(1)　常時電圧変動対策
系統の電圧を適正値（低圧の需要場所においては，標準電圧100ボルトに対して101±6ボルト以内，標準電圧200ボルトに対して202±20ボルト以内といたします。）に維持する必要があ~~るため，~~発電設備等の逆潮流により系統の電圧が適正値を逸脱するおそれがある場合は，進相無効電力制御機能または出力制御機能により自動的に電圧を調整する対策を行なっていただきます。	系統の電圧を適正値（低圧の需要場所においては，標準電圧100ボルトに対して101±6ボルト以内，標準電圧200ボルトに対して202±20ボルト以内といたします。）に維持する必要があります。また，電圧規制点は構内負荷機器への影響を考慮し，原則として受電点とします。ただし，系統側の電圧が電圧上限値に近い場合，発電設備等からの逆潮流の制限により発電電力量が低下する場合は，当該発電設備等設置者以外の低圧需要家への供給電圧が適正値を逸脱するおそれがないことを条件として，電圧規制点を引込柱とします。発電設備等の逆潮流により系統の電圧が適正値を逸脱するおそれがある場合は，進相無効電力制御機能または出力制御機能により自動的に電圧を調整する対策を行なっていただきます。
なお，これにより対応できない場合は，配電線増強等の対策が必要となります。	なお，これにより対応できない場合は，配電線増強等の対策が必要となります。 また，発電設備等のパワーコンディショナーは逆潮流による電圧上昇を抑制する対策として，次に示す対策を行なっていただきます。 イ　発電設備等のパワーコンディショナーに，適正電圧範囲内で常に一定の力率（80パーセントから100パーセント〔１パーセント刻みといたします。〕）で進相運転を行なう機能（力率

旧	新
	一定制御）を有するものを用いること。 ロ　太陽光発電設備（複数直流入力の発電設備を含みます。）については，現時点における標準的な力率値95パーセントに設定していただきます。ただし，連系点の潮流が順潮流状態の時は，力率を100パーセントに制御してもよい。

旧	新
	なお，高圧配電線等の系統状況により個別に力率値を指定する場合には，力率値を変更すること。
(3)　電圧フリッカ対策 発電設備等を設置する場合は，発電設備等の頻繁な並解列や出力変動，単独運転検出機能（能動方式）による電圧フリッカにより適正値（受電地点における電圧フリッカレベル〔ΔＶ10〕が0.45 ボルト以下〔当該設備のみの場合は，0.23 ボルト以下〕に維持するものといたします。）を逸脱するおそれがあるときは，次に示す電圧フリッカ対策等を行なっていただきます。 イ　風力発電設備等の頻繁な並解列による電圧フリッカにより適正値を逸脱するおそれがある場合には，静止型無効電力補償装置（以下「ＳＶＣ」といいます。）の設置やサイリスタ等によるソフトスタート機能を有する装置の設置，配電線の太線化等による系統インピーダンスの低減等の対策を行なうこと。 なお，これにより対応できない場合には，配電線の増強の実施または専用線による連系を行なう等の対策が必要となります。 ロ　風力発電設備等の出力変動による電圧フリッカにより適正値を逸脱するおそれがある場合には，ＳＶＣ等の設置や配電線の太線化等による系統インピーダンスの低減等の対策を行なうこと。 なお，これにより対応できない場合には，配電線の増強の実施または専用線による連系を行なう等の対策が必要となります。	(3)　電圧フリッカ対策 発電設備等を設置する場合は，発電設備等の頻繁な並解列や出力変動，単独運転検出機能（能動方式）による電圧フリッカにより適正値（受電地点における電圧フリッカレベル〔ΔＶ10〕が0.45 ボルト以下〔当該設備のみの場合は，0.23 ボルト以下〕に維持するものといたします。）を逸脱するおそれがあるときは，次に示す電圧フリッカ対策等を行なっていただきます。 イ　風力発電設備等の頻繁な並解列による電圧フリッカにより適正値を逸脱するおそれがある場合には，静止型無効電力補償装置（以下「ＳＶＣ」といいます。）の設置やサイリスタ等によるソフトスタート機能を有する装置の設置，配電線の太線化等による系統インピーダンスの低減等の対策を行なうこと。 なお，これにより対応できない場合には，配電線の増強の実施または専用線による連系を行なう等の対策が必要となります。 ロ　風力発電設備等の出力変動による電圧フリッカにより適正値を逸脱するおそれがある場合には，ＳＶＣ等の設置や配電線の太線化等による系統インピーダンスの低減等の対策を行なうこと。 なお，これにより対応できない場合には，配電線の増強の実施または専用線による連系を行なう等の対策が必要となります。

旧	新
ハ　単独運転検出機能（能動的方式）による電圧フリッカにより適正値を逸脱するおそれがある場合（新型能動的方式を具備する場合等）には，無効電力発振の予兆を検出して無効電力の注入を一時的に停止する機能を有する装置の設置等の対策を行なうこと。 また，単独運転検出機能（能動的方式）による電圧フリッカにより，系統運用に支障が発生した場合または発生するおそれがある場合には，発電者は当社と協議のうえ，単独運転検出に影響のない範囲で，周波数フィードバックゲインや無効電力の注入量の上下限値の変更等により，配電線に注入する無効電力の注入量を低減する等の対策を講じていただきます。 なお，ソフトウェア改修不可等で対応できない場合については，機器取替や対応時期等を含めて個別に協議させていただきます。	ハ　単独運転検出機能（能動的方式）による電圧フリッカにより適正値を逸脱するおそれがある場合（新型能動的方式を具備する場合等）には，発生する電圧フリッカの電圧変動周期にかかわらず無効電力発振の予兆を検出して無効電力の注入を一時的に停止する機能を有する装置の設置等の対策を行なうこと。 また，単独運転検出機能（能動的方式）による電圧フリッカにより，系統運用に支障が発生した場合または発生するおそれがある場合には，発電者は当社と協議のうえ，単独運転検出に影響のない範囲で，周波数フィードバックゲインや無効電力の注入量の上下限値の変更等により，配電線に注入する無効電力の注入量を低減する等の対策を講じていただきます。 なお，ソフトウェア改修不可等で対応できない場合については，機器取替や対応時期等を含めて個別に協議させていただきます。
~~18~~　短 絡 容 量	19　短 絡 容 量
~~19~~　過電流引き外し素子を有する遮断器の設置	20　過電流引き外し素子を有する遮断器の設置
~~20~~　発電設備等の種類	21　発電設備等の種類
~~21~~　サイバーセキュリティ対策	22　サイバーセキュリティ対策
~~22~~　発電機諸元	23　発電機諸元

旧	新
Ⅲ　発電設備等の高圧配電線との連系要件	Ⅲ　発電設備等の高圧配電線との連系要件
~~23~~　電 気 方 式	24　電 気 方 式
~~24~~　運転可能周波数	25　運転可能周波数・並列時許容周波数
	(1)　運転可能周波数
発電設備等の連続運転可能周波数および運転可能周波数は，次のとおりとしていただきます。	発電設備等の連続運転可能周波数および運転可能周波数は，次のとおりとしていただきます。
~~(1)~~　連続運転可能周波数は，58.2ヘルツを超え61.2ヘルツ以下とすること。	イ　連続運転可能周波数は，58.2ヘルツを超え61.2ヘルツ以下とすること。
~~(2)~~　運転可能周波数は，57.0ヘルツ以上61.8ヘルツ以下とすること。	ロ　運転可能周波数は，57.0ヘルツ以上61.8ヘルツ以下とすること。
なお，周波数低下時の運転継続時間は，58.2ヘルツでは10分程度以上，57.6ヘルツでは１分程度以上としていただきます。また，周波数低下リレーの整定値は，原則として，検出レベルを57.0ヘルツとし，検出時限を自動再閉路時間と協調が取れる範囲の最大値（ただし，協調が取れる範囲の最大値は２秒といたします。）としていただきます。	なお，周波数低下時の運転継続時間は，58.2ヘルツでは10分程度以上，57.6ヘルツでは１分程度以上としていただきます。また，周波数低下リレーの整定値は，原則として，検出レベルを57.0ヘルツとし，検出時限を自動再閉路時間と協調が取れる範囲の最大値（ただし，協調が取れる範囲の最大値は２秒といたします。）としていただきます。
ただし，逆変換装置を用いた発電設備等でＦＲＴ要件の適用を受けない設備については，この限りではありません。	ただし，逆変換装置を用いた発電設備等でＦＲＴ要件の適用を受けない設備については，この限りではありません。
	(2)　並列時許容周波数
	系統周波数を適正値に維持する必要があるため，並列時の周波数は並列時許容周波数以内としていただきます。
	なお，並列時許容周波数は，標準周波数＋0.1ヘルツ以下（ただし，設定可能範囲は標準周波数＋0.1ヘルツから＋1.0ヘルツといたします。）といたします。ただし，系統固有の事由等によ

旧	新
	り個別に協議させていただく場合があります。
~~25~~ 力　　率	26 力　　率
~~26~~ 高　調　波	27 高　調　波
~~27~~ 需給バランス制約による発電設備等の出力の抑制	28 需給バランス制約による発電設備等の出力の抑制
逆潮流のある発電設備等のうち，太陽光発電設備および風力発電設備ならびに蓄電池には，当社の求めに応じて，当社からの遠隔制御により，需給バランス制約による０パーセントから100パーセントの範囲（１パーセント刻みといたします。）で出力（自家消費分を除くことも可能とします。）の抑制ができる機能を有する逆変換装置やその他必要な設備を設置する等の対策を実施していただきます。ただし，ウィンドファームとしての運用がない風力発電所やウィンドファームコントローラーがない風力発電所については，技術的制約を踏まえ個別に協議させていただきます。	逆潮流のある発電設備等のうち，太陽光発電設備および風力発電設備ならびに蓄電池には，当社の求めに応じて，当社からの遠隔制御により，需給バランス制約による０パーセントから100パーセントの範囲（１パーセント刻みといたします。）で出力（自家消費分を除くことも可能とします。）の抑制ができる機能を有する逆変換装置やその他必要な設備を設置する等の対策を実施していただきます。ただし，ウィンドファームとしての運用がない風力発電所やウィンドファームコントローラーがない風力発電所については，技術的制約を踏まえ個別に協議させていただきます。

旧	新
なお，逆潮流のある火力発電設備およびバイオマス発電設備（ただし，地域資源バイオマス発電設備であって，燃料貯蔵や技術に由来する制約等により出力の抑制が困難なものを除きます。）は，発電出力を技術的に合理的な範囲で最大限抑制し，多くとも50パーセント以下に抑制するために必要な機能を具備していただきます。ただし，停止による対応も可能とします。	なお，逆潮流のある火力発電設備およびバイオマス発電設備（ただし，地域資源バイオマス発電設備であって，燃料貯蔵や技術に由来する制約等により出力の抑制が困難なものを除きます。）は，発電出力を技術的に合理的な範囲で最大限抑制し，その最低出力を発電端の定格出力に対して，火力発電設備（混焼バイオマス発電設備を含みます。）については多くとも30パーセント以下，バイオマス発電設備については多くとも50パーセント以下に抑制するために必要な機能を具備していただきます。ただし，停止による対応も可能とします。
また，自家消費を主な目的とした発電設備等については，個別の事情を踏まえ対策の内容を協議させていただきます。	また，自家消費を主な目的とした発電設備等については，個別の事情を踏まえ対策の内容を協議させていただきます。実証設備の実証期間中の扱いについては，技術的制約を踏まえ個別に協議させていただき，実証期間終了後は，再協議させていただきます。
~~28~~ 送電容量制約による発電設備等の出力の抑制	29 送電容量制約による発電設備等の出力の抑制
~~29~~ 不要解列の防止	30 不要解列の防止
~~30~~ 保護リレーの設置	31 保護リレーの設置
~~31~~ 保護リレーの設置場所	32 保護リレーの設置場所
~~32~~ 解 列 箇 所	33 解 列 箇 所
~~33~~ 保護リレーの設置相数	34 保護リレーの設置相数
~~34~~ 自動負荷制限	35 自動負荷制限
~~35~~ 線路無電圧確認装置の設置	36 線路無電圧確認装置の設置

	37　発電機運転制御装置の付加 火力発電設備およびコージェネレーション（ガスタービン・ガスエンジンを採用したコージェネレーションを除きます。）は，周波数58.8ヘルツまでは発電機出力が低下せず，周波数58.8ヘルツ以下については，1.2ヘルツ低下するごとに5パーセント以内の出力低下に抑える，または，一度出力低下しても回復する機能もしくは装置を具備すること。 なお，周波数変動に鋭敏な負荷設備や，構内設備（発電用所内電源を除きます。）への電源供給維持のため，自立運転に移行する必要がある自家用発電設備等については，対策内容を協議させていただきます。

~~36~~ 接 地 方 式	38 接 地 方 式
~~37~~ 直流流出防止変圧器の設置	39 直流流出防止変圧器の設置
~~38~~ 電 圧 変 動	40 電 圧 変 動
(1) 常時電圧変動対策	(1) 常時電圧変動対策
系統の電圧を適正値（低圧の需要場所においては，標準電圧100ボルトに対して101±6ボルト以内，標準電圧200ボルトに対して202±20ボルト以内といたします。）に維持する必要があるため，発電設備等の解列による電圧低下や逆潮流による系統の電圧上昇等により適正値を逸脱するおそれがある場合は，次に示す電圧変動対策を行なっていただきます。	系統の電圧を適正値（低圧の需要場所においては，標準電圧100ボルトに対して101±6ボルト以内，標準電圧200ボルトに対して202±20ボルト以内といたします。）に維持する必要があるため，発電設備等の解列による電圧低下や逆潮流による系統の電圧上昇等により適正値を逸脱するおそれがある場合は，次に示す電圧変動対策を行なっていただきます。 なお，これにより対応できない場合には，配電線新設による負荷分割等の配電線増強や専用線による連系を行なう等の対策が必要となります。
イ 発電設備等の脱落等により低圧の需要場所の電圧が適正値を逸脱するおそれがある場合には，自動的に負荷を制限すること。	イ 発電設備等の脱落等により低圧の需要場所の電圧が適正値を逸脱するおそれがある場合には，自動的に負荷を制限すること。または適正な電圧が維持できる範囲まで自動的に負荷を制限する自動負荷遮断装置を設置すること。
ロ 発電設備等の逆潮流により低圧の需要場所の電圧が適正値を逸脱するおそれがある場合には，自動的に電圧を調整すること。 ~~なお，これにより対応できない場合には，配電線新設による負荷分割等の配電線増強や専用線による連系を行なう等の対策が必要となります。~~	ロ 発電設備等の逆潮流により低圧の需要場所の電圧が適正値を逸脱するおそれがある場合には，自動的に電圧を調整すること。 また，受電点および発電端の力率は，協議により決定することとするが，高圧配電線等の系統状況により個別に力率値を指定する場合には，力率値を変更すること。 この自動電圧調整の手段としては，逆潮流電力の大きさや発電設備等の形式により，以下の４方式などから選択することとなる。

	㈠　発電設備等を一定の遅相で運転して，一定値以上の逆潮流が発生するときに力率改善用コンデンサ（一般には開放）で受電点の力率を所定力率に調整する。 ㈡　発電設備等を一定の進相で運転して，一定値以上の逆潮流が発生するときに力率改善用コンデンサで受電点の力率を所定力率に調整する。 ㈢　一定値以上の逆潮流が発生するときに，力率改善用コンデンサを一定値まで減じ，かつ，発電設備等の無効電力出力を制御して，受電点の力率を所定力率に調整する。ただし，発電設備等の無効電力出力が限界値となる場合には，有効電力を減ずることで電圧上昇の抑制をするとともに受電点の力率を所定力率に調整すること。 ㈣　パワーコンディショナーの力率一定制御（80パーセントから100パーセント〔１パーセント刻みといたします。〕。また，進相または遅相運転といたします。）またはＳＶＣの制御などにより，受電点の力率を所定力率に調整する。
~~39~~　短 絡 容 量	41　短 絡 容 量
~~40~~　発電機定数・諸元	42　発電機定数・諸元
~~41~~　昇圧用変圧器	43　昇圧用変圧器
~~42~~　連 絡 体 制	44　連 絡 体 制
~~43~~　バンク逆潮流の制限	45　バンク逆潮流の制限
~~44~~　サイバーセキュリティ対策	46　サイバーセキュリティ対策

旧	新
## Ⅳ　発電設備等の特別高圧電線路との連系要件	## Ⅳ　発電設備等の特別高圧電線路との連系要件
~~45~~　電 気 方 式	47　電 気 方 式
~~46~~　運転可能周波数・並列時許容周波数	48　運転可能周波数・並列時許容周波数
~~47~~　力　　率	49　力　　率
~~48~~　高　調　波	50　高　調　波
~~49~~　需給バランス制約による発電設備等の出力の抑制 逆潮流のある発電設備等のうち，太陽光発電設備および風力発電設備ならびに蓄電池には，当社の求めに応じて，当社からの遠隔制御により，需給バランス制約による０パーセントから100パーセントの範囲（１パーセント刻みといたします。）で出力（自家消費分を除くことも可能とします。）の抑制ができる機能を有する逆変換装置やその他必要な設備を設置する等の対策を実施していただきます。ただし，ウィンドファームとしての運用がない風力発電所やウィンドファームコントローラーがない風力発電所については，技術的制約を踏まえ個別に協議させていただきます。	51　需給バランス制約による発電設備等の出力の抑制 逆潮流のある発電設備等のうち，太陽光発電設備および風力発電設備ならびに蓄電池には，当社の求めに応じて，当社からの遠隔制御により，需給バランス制約による０パーセントから100パーセントの範囲（１パーセント刻みといたします。）で出力（自家消費分を除くことも可能とします。）の抑制ができる機能を有する逆変換装置やその他必要な設備を設置する等の対策を実施していただきます。ただし，ウィンドファームとしての運用がない風力発電所やウィンドファームコントローラーがない風力発電所については，技術的制約を踏まえ個別に協議させていただきます。

旧	新
なお，逆潮流のある火力発電設備およびバイオマス発電設備（ただし，地域資源バイオマス発電設備であって，燃料貯蔵や技術に由来する制約等により出力の抑制が困難なものを除きます。）は，発電出力を技術的に合理的な範囲で最大限抑制し，多くとも50パーセント以下に抑制するために必要な機能を具備していただきます。ただし，停止による対応も可能とします。	なお，逆潮流のある火力発電設備およびバイオマス発電設備（ただし，地域資源バイオマス発電設備であって，燃料貯蔵や技術に由来する制約等により出力の抑制が困難なものを除きます。）は，発電出力を技術的に合理的な範囲で最大限抑制し，その最低出力を発電端の定格出力に対して，火力発電設備（混焼バイオマス発電設備を含みます。）については多くとも30パーセント以下，バイオマス発電設備については多くとも50パーセント以下に抑制するために必要な機能を具備していただきます。ただし，停止による対応も可能とします。
また，自家消費を主な目的とした発電設備等については，個別の事情を踏まえ対策の内容を協議させていただきます。	また，自家消費を主な目的とした発電設備等については，個別の事情を踏まえ対策の内容を協議させていただきます。実証設備の実証期間中の扱いについては，技術的制約を踏まえ個別に協議させていただき，実証期間終了後は，再協議させていただきます。
~~50~~ 送電容量制約による発電設備等の出力の抑制	52 送電容量制約による発電設備等の出力の抑制
~~51~~ 不要解列の防止	53 不要解列の防止
(3) 電圧・周波数変動による不要解列の防止	(3) 電圧・周波数変動による不要解列の防止
作業停止や需要増加等に伴い，電圧・周波数変動が継続する状況においても，発電設備等の不要解列による系統電圧・周波数維持への影響を防止するため，以下の端子電圧および周波数変動範囲においては，発電設備等を連続運転し，発電設備等の保護装置等による解列を行なわないものとしていただきます。	作業停止や需要増加等に伴い，電圧・周波数変動が継続する状況においても，発電設備等の不要解列による系統電圧・周波数維持への影響を防止するため，以下の端子電圧および周波数変動範囲においては，発電設備等を連続運転し，発電設備等の保護装置等による解列を行なわないものとしていただきます。
なお，これを超える端子電圧および周波数変動においても，設備に支障がない範囲で運転を継続していただきます。	なお，これを超える端子電圧および周波数変動においても，設備に支障がない範囲で運転を継続していただきます。

旧	新
また，電圧・周波数変動に鋭敏な負荷設備や，構内設備（発電用所内電源を除きます。）への電源供給維持のため，自立運転に移行する必要がある自家用発電設備等については，対策内容を協議させていただきます。 ただし，周波数変動範囲に対しては，~~46~~（運転可能周波数・並列時許容周波数）⑴の運転可能周波数に準じた対策を実施していただきます。 同期発電機・誘導発電機　　逆変換装置 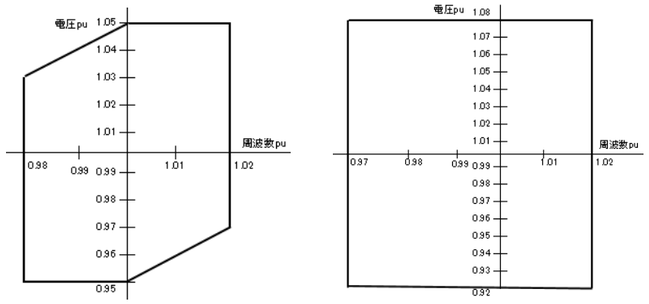 **~~52~~　保護リレーの設置** ⑺　そ の 他 イ　系統の安定を維持するため，系統から解列する発電設備等の発電電力が大きい場合には，発電場所に，事故を検出し情報を伝送するために必要な装置を設置していただきます。 ロ　33,000ボルト以下の特別高圧電線路のうち配電線扱いの電線路に発電設備等を連系する場合は，~~30~~（保護リレーの設置）に準じます。	また，電圧・周波数変動に鋭敏な負荷設備や，構内設備（発電用所内電源を除きます。）への電源供給維持のため，自立運転に移行する必要がある自家用発電設備等については，対策内容を協議させていただきます。 ただし，周波数変動範囲に対しては，48（運転可能周波数・並列時許容周波数）⑴の運転可能周波数に準じた対策を実施していただきます。 同期発電機・誘導発電機　　逆変換装置 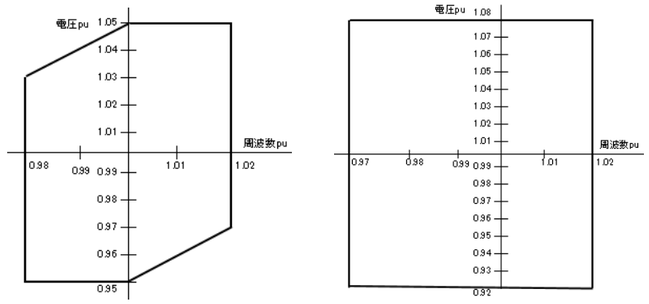 **54　保護リレーの設置** ⑺　そ の 他 イ　系統の安定を維持するため，系統から解列する発電設備等の発電電力が大きい場合には，発電場所に，事故を検出し情報を伝送するために必要な装置を設置していただきます。 ロ　33,000ボルト以下の特別高圧電線路のうち配電線扱いの電線路に発電設備等を連系する場合は，31（保護リレーの設置）に準じます。

~~53~~ 再閉路方式	55 再閉路方式
~~54~~ 保護リレーの設置場所	56 保護リレーの設置場所
~~55~~ 解 列 箇 所	57 解 列 箇 所
~~56~~ 保護リレーの設置相数	58 保護リレーの設置相数
~~57~~ 自動負荷制限・発電抑制	59 自動負荷制限・発電抑制
(1) 発電設備等の脱落時等に主として連系する送電線および変圧器等が過負荷になるおそれがある場合は，自動的に負荷を制限する対策を行なっていただきます。また，系統事故等により他の送電線および変圧器等が過負荷になるおそれがある場合，または系統の安定度や周波数等が維持できないおそれがある場合には，自動で発電抑制~~または~~発電遮断~~もしくは~~発電増出力（揚水遮断および蓄電池の充電停止を含みます。）を行なっていただくことがあります。この場合，発電場所に必要な装置を設置していただきます。	(1) 発電設備等の脱落時等に主として連系する送電線および変圧器等が過負荷になるおそれがある場合は，自動的に負荷を制限する対策を行なっていただきます。また，系統事故等により他の送電線および変圧器等が過負荷になるおそれがある場合，または系統の安定度や周波数等が維持できないおそれがある場合には，自動で発電抑制もしくは発電遮断，または発電増出力（揚水遮断および蓄電池の充電停止を含みます。）を行なっていただくことがあります。この場合，発電場所に必要な装置を設置していただきます。
ただし，出力変動緩和対策として設置していただく蓄電池については，充電を停止することにより，出力変動緩和の機能を喪失することから，本要件は適用いたしません。	ただし，出力変動緩和対策として設置していただく蓄電池については，充電を停止することにより，出力変動緩和の機能を喪失することから，本要件は適用いたしません。

58　線路無電圧確認装置の設置 発電設備等を連系する変電所の引出口に線路無電圧確認装置が設置されていない場合には，再閉路時の事故防止のために，発電設備等を連系する変電所の引出口に線路無電圧確認装置を設置する必要があります。ただし，逆潮流がない場合で，電力系統との連系に係る保護リレー，計器用変流器，計器用変圧器，遮断器および制御用電源配線が，相互予備となるように２系列化されているときは，無電圧確認装置を省略できるものといたします。この場合，次のいずれかにより簡素化を図ることができるものといたします。	60　線路無電圧確認装置の設置 発電設備等を連系する変電所の引出口に線路無電圧確認装置が設置されていない場合には，再閉路時の事故防止のために，発電設備等を連系する変電所の引出口に線路無電圧確認装置を設置する必要があります。ただし，逆潮流がない場合で，電力系統との連系に係る保護リレー，計器用変流器，計器用変圧器，遮断器および制御用電源配線が，相互予備となるように２系列化されているときは，無電圧確認装置を省略できるものといたします。この場合，次のいずれかにより簡素化を図ることができるものといたします。

⑴　２系列の保護リレーのうちの１系列は，不足電力リレーのみとすることができる。	⑴　２系列の保護リレーのうちの１系列は，不足電力リレーのみとすることができる。
⑵　計器用変流器は，不足電力リレーを計器用変流器の末端に配置する場合，１系列目と２系列目を兼用できる。	⑵　計器用変流器は，不足電力リレーを計器用変流器の末端に配置する場合，１系列目と２系列目を兼用できる。
⑶　計器用変圧器は，不足電圧リレーを計器用変圧器の末端に配置する場合，１系列目と２系列目を兼用できる。	⑶　計器用変圧器は，不足電圧リレーを計器用変圧器の末端に配置する場合，１系列目と２系列目を兼用できる。
なお，33,000ボルト以下の特別高圧電線路のうち配電線扱いの電線路に発電設備等を連系する場合は，~~35~~（線路無電圧確認装置の設置）に準じます。	なお，33,000ボルト以下の特別高圧電線路のうち配電線扱いの電線路に発電設備等を連系する場合は，36（線路無電圧確認装置の設置）に準じます。
~~59~~　発電機運転制御装置の付加	**61　発電機運転制御装置の付加**
⑵　周波数調整のための機能	⑵　周波数調整のための機能
火力発電設備および混焼バイオマス発電設備（ただし，地域資源バイオマス発電設備を除きます。）については，次の周波数調整機能を具備していただきます。	火力発電設備および混焼バイオマス発電設備（ただし，地域資源バイオマス発電設備を除きます。）ならびに揚水発電設備（発電方向）については，次の周波数調整機能を具備していただきます。
なお，その他の発電設備等については，個別に協議させていただきます。	なお，その他の発電設備等については，個別に協議させていただきます。
~~イ~~　ガバナフリー運転機能	イ　火力発電設備および混焼バイオマス発電設備（地域資源バイオマス発電設備を除きます。）
タービンの調速機（以下「ガバナ」といいます。）を系統周波数の変動に応じて発電機出力を変化させるように運転する機能を具備すること。	⑴　ガバナフリー運転機能
~~ロ~~　ＬＦＣ（Load Frequency Control：負荷周波数制御）機能	タービンの調速機（以下「ガバナ」といいます。）を系統周波数の変動に応じて発電機出力を変化させるように運転する機能を具備すること。
当社からのＬＦＣ信号に追従し，発電機出力を変動させる機能を具備すること。	⑵　ＬＦＣ（Load Frequency Control：負荷周波数制御）機能
	当社からのＬＦＣ信号に追従し，発電機出力を変動させる機能を具備すること。

~~ハ~~　周波数変動補償機能 標準周波数±0.2ヘルツを超えた場合，系統の周波数変動により，発電所の自動出力制御装置がガバナで調整した出力を出力指令値に引き戻すことがないように，ガバナによる出力変動相当を出力指令値に加算する機能を具備すること。 ~~ニ~~　ＥＤＣ（Economic load Dispatching Control：経済負荷配分制御）機能 当社からの出力指令値に発電機出力を自動追従制御する機能を具備すること。 ~~ホ~~　出力低下防止機能 ~~100メガワット以上の~~火力発電設備は，周波数58.8ヘルツまでは発電機出力が低下せず，周波数58.8ヘルツ以下については，1.2ヘルツ低下するごとに5パーセント以内の出力低下に抑える~~機能~~，または，一度出力低下しても回復する機能を具備すること。 なお，具体的な発電設備の性能は，次のとおりといたします。ただし，系統の電源構成の状況等，必要に応じて別途協議させていただきます。	㈧　周波数変動補償機能 標準周波数±0.2ヘルツを超えた場合，系統の周波数変動により，発電所の自動出力制御装置がガバナで調整した出力を出力指令値に引き戻すことがないように，ガバナによる出力変動相当を出力指令値に加算する機能を具備すること。 ㈨　ＥＤＣ（Economic load Dispatching Control：経済負荷配分制御）機能 当社からの出力指令値に発電機出力を自動追従制御する機能を具備すること。 ㈩　出力低下防止機能 火力発電設備およびコージェネレーション（ガスタービン・ガスエンジンを採用した60メガワット未満のコージェネレーションを除きます。）は，周波数58.8ヘルツまでは発電機出力が低下せず，周波数58.8ヘルツ以下については，1.2ヘルツ低下するごとに5パーセント以内の出力低下に抑える，または，一度出力低下しても回復する機能もしくは装置を具備すること。 なお，周波数変動に鋭敏な負荷設備や，構内設備（発電用所内電源を除きます。）への電源供給維持のため，自立運転に移行する必要がある自家用発電設備等については，対策内容を協議させていただきます。 具体的な発電設備の性能は，次のとおりといたします。ただし，系統の電源構成の状況等，必要に応じて別途協議させていただきます。

	発電機定格出力	100メガワット以上	
		ガスタービン発電設備(GT)およびガスタービンコンバインドサイクル発電設備(GTCC)	その他の火力発電設備および混焼バイオマス発電設備※6
機能・仕様等	GF調定率	5パーセント以下	5パーセント以下
	GF幅※1	5パーセント以上（定格出力基準）	3パーセント以上（定格出力基準）
	GF制御応答性	2秒以内に出力変化開始，10秒以内にGF幅の出力変化完了※7	
	LFC幅	±5パーセント以上（定格出力基準）	±5パーセント以上（定格出力基準）
	LFC変化速度※2	5パーセント/分以上（定格出力基準）	1パーセント/分以上（定格出力基準）
	LFC制御応答性	20秒以内に出力変化開始※7	60秒以内に出力変化開始※7
	EDC変化速度※2	5パーセント/分以上（定格出力基準）	1パーセント/分以上（定格出力基準）
	EDC制御応答性	20秒以内に出力変化開始※7	60秒以内に出力変化開始※7
	EDC+LFC変化速度	10パーセント/分以上（定格出力基準）	1パーセント/分以上（定格出力基準）
	最低出力※3※4（定格出力基準）	~~50~~パーセント以下 DSS機能具備※5	30パーセント以下

※1　ＧＴおよびＧＴＣＣについては，負荷制限設定値までの上げ余裕値が定格出力の５パーセント以上，その他の発電機については，定格出力の３パーセント以上を確保すること。ただし，定格出力付近等の要件を満たせない出力帯については，別途協議させていただきます。

※2　定格出力付近のオーバーシュート防止や低出力帯での安定運転により要件を満たせない場合には，別途協議させていただきます。

※3　気化ガス（ＢＯＧ）処理等により最低出力を満たせない場合には，別途協議させていただきます。

※4　ＥＤＣ・ＬＦＣ指令により制御可能な最低出力といたします。

※5　日間起動停止運転（ＤＳＳ）は，発電機解列から並列まで８時間以内で可能なこと。

※6　地域資源バイオマス発電設備を除きます。

※7　記載の秒数は目安値とし，可能な限り早期に出力変化開始し，出力変化完了すること。

	発電機定格出力	100メガワット以上	
		ガスタービン発電設備(GT)およびガスタービンコンバインドサイクル発電設備(GTCC)	その他の火力発電設備および混焼バイオマス発電設備※6
機能・仕様等	GF調定率	5パーセント以下	5パーセント以下
	GF幅※1	5パーセント以上（定格出力基準）	3パーセント以上（定格出力基準）
	GF制御応答性	2秒以内に出力変化開始，10秒以内にGF幅の出力変化完了※7	
	LFC幅	±5パーセント以上（定格出力基準）	±5パーセント以上（定格出力基準）
	LFC変化速度※2	5パーセント/分以上（定格出力基準）	1パーセント/分以上（定格出力基準）
	LFC制御応答性	20秒以内に出力変化開始※7	60秒以内に出力変化開始※7
	EDC変化速度※2	5パーセント/分以上（定格出力基準）	1パーセント/分以上（定格出力基準）
	EDC制御応答性	20秒以内に出力変化開始※7	60秒以内に出力変化開始※7
	EDC+LFC変化速度	10パーセント/分以上（定格出力基準）	1パーセント/分以上（定格出力基準）
	最低出力※3※4（定格出力基準）	30パーセント以下※8 DSS機能具備※5	30パーセント以下※8

※1　ＧＴおよびＧＴＣＣについては，負荷制限設定値までの上げ余裕値が定格出力の５パーセント以上，その他の発電機については，定格出力の３パーセント以上を確保すること。ただし，定格出力付近等の要件を満たせない出力帯については，別途協議させていただきます。

※2　定格出力付近のオーバーシュート防止や低出力帯での安定運転により要件を満たせない場合には，別途協議させていただきます。

※3　気化ガス（ＢＯＧ）処理等により最低出力を満たせない場合には，別途協議させていただきます。

※4　ＥＤＣ・ＬＦＣ指令により制御可能な最低出力といたします。停止により対応をする発電設備の場合は，この限りではありません。

※5　日間起動停止運転（ＤＳＳ）は，発電機解列から並列まで８時間以内で可能なこと。

※6　地域資源バイオマス発電設備を除きます。

※7　記載の秒数は目安値とし，可能な限り早期に出力変化開始し，出力変化完了すること。

※8　51（需給バランス制約による発電設備等の出力の抑制）によります。

また，周波数調整機能に必要な受信信号（ＥＤＣ指令値，ＬＦＣ増/減指令）を受信する機能および，必要な送信信号（現在出力，可能最大出力〔ＧＴおよびＧＴＣＣのみといたします。〕，ＥＤＣ・ＬＦＣ使用/除外，周波数調整機能故障）を送信する機能を具備していただきます。	また，周波数調整機能に必要な受信信号（ＥＤＣ指令値，ＬＦＣ増/減指令）を受信する機能および，必要な送信信号（現在出力，可能最大出力〔ＧＴおよびＧＴＣＣのみといたします。〕，ＥＤＣ・ＬＦＣ使用/除外，周波数調整機能故障）を送信する機能を具備していただきます。 ロ　揚水発電設備（発電方向） (ｲ)　ガバナフリー運転機能 水車のガバナを系統周波数の変動に応じて発電機出力を変化させるように運転する機能を具備すること。 (ﾛ)　ＬＦＣ（Load Frequency Control：負荷周波数制御）機能 当社からのＬＦＣ信号に追従し，発電機出力を変動させる機能を具備すること。 (ﾊ)　周波数変動補償機能 標準周波数から当社が指定する閾値を超えた場合，系統の周波数変動により，発電所の自動出力制御装置がガバナで調整した出力を出力指令値に引き戻すことがないように，ガバナによる出力変動相当を出力指令値に加算する機能を具備すること。ただし，同等の機能を有する場合は省略することができます。 (ﾆ)　ＥＤＣ（Economic load Dispatching Control：経済負荷配分制御）機能 当社からの出力指令値に発電機出力を自動追従制御する機能を具備すること。 具体的な発電設備の性能は，次のとおりといたします。ただし，系統の電源構成の状況等，必要に応じて別途協議させていただきます。

	発電機定格出力	10メガワット以上
機能・仕様等	GF調定率	5パーセント以下
	GF幅	最低から定格出力
	GF制御応答性	2秒以内に出力変化開始， 10秒以内に出力変化完了 （定格出力の5パーセント到達にて出力変化の完了とする）※1※2
	LFC幅	最低から定格出力※1
	LFC変化速度	10パーセント/分以上 （定格出力基準）
	LFC制御応答性	10秒以内に出力変化開始※2※3
	EDC変化速度	10パーセント/分以上 （定格出力基準）
	EDC制御応答性	10秒以内に出力変化開始※2※3
	EDC+LFC変化速度	10パーセント/分以上 （定格出力基準）

※１　水路系の影響により制約が発生する場合には，別途協議させていただきます。

※２　記載の秒数は目安値とし，可能な限り早期に出力変化開始し，出力変化完了すること。

※３　慣性モーメントが大きい発電機は，別途協議させていただきます。

また，周波数調整機能に必要な受信信号（ＥＤＣ指令値，ＬＦＣ増/減指令）を受信する機能および，必要な送信信号（現在出力，ＥＤＣ・ＬＦＣ使用/除外，周波数調整機能故障）を送信する機能を具備していただきます。

~~60~~　中性点接地装置の付加と電磁誘導障害防止対策の実施

62　中性点接地装置の付加と電磁誘導障害防止対策の実施

~~61~~　直流流出防止変圧器の設置

63　直流流出防止変圧器の設置

~~62~~　電 圧 変 動 (3)　その他 イ　連系用変圧器加圧時の励磁突入電流による瞬時電圧低下により，系統の電圧が常時電圧から 10 パーセントを超えて逸脱するおそれがある場合には，その抑制対策を実施していただきます。 ロ　33,000ボルト以下の特別高圧電線路のうち配電線扱いの電線路に発電設備等を連系する場合は，~~38~~（電圧変動）に準じます。	64　電 圧 変 動 (3)　その他 イ　連系用変圧器加圧時の励磁突入電流による瞬時電圧低下により，系統の電圧が常時電圧から10パーセントを超えて逸脱するおそれがある場合には，その抑制対策を実施していただきます。 ロ　33,000ボルト以下の特別高圧電線路のうち配電線扱いの電線路に発電設備等を連系する場合は，40（電圧変動）に準じます。
~~63~~　出 力 変 動 風力発電設備を連系する場合で，出力変動により他者に影響を及ぼすおそれがあるときは，出力変化率制限機能を具備する等の対策を行なっていただきます。	65　出 力 変 動 太陽光発電設備および風力発電設備を連系する場合で，出力変動により他者に影響を及ぼすおそれがあるときは，出力変化率制限機能を具備する等の対策を行なっていただきます。 (1)　太陽光発電設備の場合 発電に必要な自然エネルギーが得られる状況において，系統周波数が上昇または低下し適正値を逸脱するおそれがある場合は，発電設備の出力を調定率に応じて，自動的に出力変化すること。 (2)　風力発電設備の場合
~~(1)~~　発電に必要な自然エネルギーが得られる状況において，連系点での 5 分間の最大変動幅が発電所設備容量の 10 パーセント以下となるよう対策を行なうこと。 なお，ウィンドファームコントローラーを有しない小規模発電所については，対策を別途協議させていただきます。	イ　発電に必要な自然エネルギーが得られる状況において，連系点での 5 分間の最大変動幅が発電所設備容量の10パーセント以下となるよう対策を行なうこと。 なお，ウィンドファームコントローラーを有しない小規模発電所については，対策を別途協議させていただきます。

~~(2)~~　高風速時にカットアウトが予想される場合は，即座に停止しないよう，ストーム制御機能を具備する等の対策を行なうこと。また，カットインが予想される場合は，徐々に出力を上昇するよう対策を行なうこと。 ~~(3)~~　系統周波数が上昇し適正値を逸脱するおそれがある場合は，発電設備の出力を調定率に応じて自動的に~~抑制~~すること。 なお，~~調定率は，2パーセントから5パーセントの範囲で当社から指定する値とし，不感帯は，0.2ヘルツ以下といたします。~~	ロ　高風速時にカットアウトが予想される場合は，即座に停止しないよう，ストーム制御機能を具備する等の対策を行なうこと。また，カットインが予想される場合は，徐々に出力を上昇するよう対策を行なうこと。 ハ　発電に必要な自然エネルギーが得られる状況において，系統周波数が上昇または低下し適正値を逸脱するおそれがある場合は，発電設備の出力を調定率に応じて自動的に出力変化すること。 なお，具体的な発電設備の性能は，次の範囲で当社から指定する値といたします。ただし，系統の電源構成の状況等，必要に応じて別途協議させていただきます。

機能・仕様等	定格出力合計	10メガワット以上 太陽光発電設備または風力発電設備
	調定率	2から5パーセント
	制御応答性	2秒以内に出力変化開始，10秒以内に出力変化完了 （出力変化の50パーセント到達にて出力変化の完了とする）
	不感帯	±0.2ヘルツ以下
	リザーブ量 （出力変化幅）※	0から10パーセント （定格出力基準）

※　リザーブ量は系統周波数低下時の出力増加対応として，発電出力の抑制時に使用可能なこと。

~~64~~ **短絡・地絡電流対策** ~~65~~ **発電機定数・諸元** 連系系統や電圧階級によっては，発電機の安定運転対策や短絡・地絡電流抑制対策，慣性低下対策等のために，発電機定数を当社から指定させていただく場合があります。 また，当社の求めに応じて，次の諸元を提出していただきます。 なお，必要に応じて，記載されていない諸元等，最新の諸元等を提供していただくことがあります。	66 **短絡・地絡電流対策** 67 **発電機定数・諸元** 連系系統や電圧階級によっては，発電機の安定運転対策や短絡・地絡電流抑制対策，慣性低下対策等のために，発電機定数を当社から指定させていただく場合があります。 また，当社の求めに応じて，次の諸元を提出していただきます。 なお，必要に応じて，記載されていない諸元等，最新の諸元等を提供していただくことがあります。

電源種	設　備	諸　元
共　通	発電プラント	定格容量，定格出力，台数，定格電圧
		最低出力
		所内負荷（定格，最低）
		力率（定格，運転可能範囲）
		運転可能周波数の範囲，運転継続時間
		単線結線図，系統並解列箇所
		発電プラントモデル（原動機の種類，発電機の種類）
		電気所監視制御方式
	構内設備	自家消費電力の最大値，最小値
		総合負荷力率
		電動機容量（高圧・低圧）
		電灯容量
		高調波発生機器と高調波対策資料
		電圧フリッカの発生源と対策設備資料
	受電用変圧器， 連系用変圧器	定格（定格容量，定格電圧）
		インピーダンス（タップ電圧毎，変圧器定格容量ベース）
		励磁特性曲線
		制御方式，整定値
	調相設備	定格容量，台数
		制御方式，整定値
	アクセス線・構内線路	インピーダンス，アドミタンス
	遮断器	定格（遮断電流，遮断時間）
		自動同期検定装置の有無
	保護装置	設置要素
		仕様
		設置場所
		設置相数
		解列箇所
		整定範囲
		整定値
		CT 比，VT 比
		シーケンスブロック
		送電線再閉路方式
	記録	電気現象記録装置

電源種	設　備	諸　元
共　通	発電プラント	定格容量，定格出力，台数，定格電圧
		最低出力
		所内負荷（定格，最低）
		力率（定格，運転可能範囲）
		運転可能周波数の範囲，運転継続時間
		単線結線図，系統並解列箇所
		発電プラントモデル（原動機の種類，発電機の種類）
		電気所監視制御方式
	構内設備	自家消費電力の最大値，最小値
		総合負荷力率
		電動機容量（高圧・低圧）
		電灯容量
		高調波発生機器と高調波対策資料
		電圧フリッカの発生源と対策設備資料
	受電用変圧器， 連系用変圧器	定格（定格容量，定格電圧）
		インピーダンス（タップ電圧毎，変圧器定格容量ベース）
		励磁特性曲線
		制御方式，整定値
	調相設備	定格容量，台数
		制御方式，整定値
	アクセス線・構内線路	インピーダンス，アドミタンス
	遮断器	定格（遮断電流，遮断時間）
		自動同期検定装置の有無
	保護装置	設置要素
		仕様
		設置場所
		設置相数
		解列箇所
		整定範囲
		整定値
		CT 比，VT 比
		シーケンスブロック
		送電線再閉路方式
	記録	電気現象記録装置

電源種	設　備	諸　元
誘導機	発電プラント	拘束リアクタンス
		限流リアクトル容量
		限時リアクトルインピーダンス
		慣性定数
		定格すべり
		等価回路定数
同期機	発電プラント	各種内部リアクタンス（飽和値，不飽和値）
		各種短絡時定数・開路時定数
		慣性定数（発電機＋タービン）
		制動巻線の有無
		飽和特性
		可能出力曲線
		発電機軸モデル
		発電機プラントモデル，モデル構築に必要なプラント，制御系の各種定数（ボイラ，タービン，水車等）
		並解列所要時間（平常時，事故時）
	制御装置	ガバナ系ブロック（調定率，GF 幅，CV，ICV モデルを含む）
		LFC・発電機出力制御ブロック
		EDC 変化速度（出力毎）
		LFC 幅・変化速度（出力毎）
		出力キープタイム（出力毎，上げ下げ）
		励磁装置の形式（直流・交流・サイリスタ・他） 応答速度（超速応励磁か否か）
		励磁系ブロック（AVR，PSS，PSVR）
		FRT 要件の適用有無
		過励磁保護 59V/F ブロック
		OEL，UEL ブロック
水力	発電プラント 制御装置	揚水待機・開始所要時間
		上ダム・下ダム運用可能水位
		電水比（kW/(m³/s)）
逆変換装置	発電プラント 制御装置	メーカ，型式
		単独運転検出方式，整定値
		逆変換装置の容量
		通電電流制限値
		系統事故時の力率制御時間
		三相事故時の事故電流（大きさ，供給時間）
		一，二相事故時の事故電流（大きさ，供給時間）
		FRT 要件の適用有無
		無効電力制御方式，整定値
		慣性力供給能力

電源種	設　備	諸　元
誘導機	発電プラント	拘束リアクタンス
		限流リアクトル容量
		限時リアクトルインピーダンス
		慣性定数
		定格すべり
		等価回路定数
同期機	発電プラント	各種内部リアクタンス（飽和値，不飽和値）
		各種短絡時定数・開路時定数
		慣性定数（発電機＋タービン）
		制動巻線の有無
		飽和特性
		可能出力曲線
		発電機軸モデル
		発電機プラントモデル，モデル構築に必要なプラント，制御系の各種定数（ボイラ，タービン，水車等）
		並解列所要時間（平常時，事故時）
	制御装置	ガバナ系ブロック（調定率，GF 幅，CV，ICV モデルを含む）
		LFC・発電機出力制御ブロック
		EDC 変化速度（出力毎）
		LFC 幅・変化速度（出力毎）
		出力キープタイム（出力毎，上げ下げ）
		励磁装置の形式（直流・交流・サイリスタ・他） 応答速度（超速応励磁か否か）
		励磁系ブロック（AVR，PSS，PSVR）
		FRT 要件の適用有無
		過励磁保護 59V/F ブロック
		OEL，UEL ブロック
水力	発電プラント 制御装置	揚水待機・開始所要時間
		上ダム・下ダム運用可能水位
		電水比（kW/(m³/s)）
逆変換装置	発電プラント 制御装置	メーカ，型式
		単独運転検出方式，整定値
		逆変換装置の容量
		通電電流制限値
		系統事故時の力率制御時間
		三相事故時の事故電流（大きさ，供給時間）
		一，二相事故時の事故電流（大きさ，供給時間）
		FRT 要件の適用有無
		無効電力制御方式，整定値
		慣性力供給能力

風力	発電プラント 制御装置	周波数調定率設定可能範囲，不感帯設定可能範囲
		発電機の出力特性
		出力変動対策の方法
		蓄電池，ウィンドファームコントローラーの有無
蓄電池	発電プラント	蓄電容量
二次励磁機	発電プラント	拘束リアクタンス

~~66~~ 昇圧用変圧器

~~67~~ 連 絡 体 制

~~68~~ 電気現象記録装置

~~69~~ サイバーセキュリティ対策

太陽光	発電プラント 制御装置	発電機・制御モデル，モデルの各種定数
風力	発電プラント 制御装置	周波数調定率設定可能範囲，不感帯設定可能範囲
		発電機の出力特性
		出力変動対策の方法
		蓄電池，ウィンドファームコントローラーの有無
		発電機・制御モデル，モデルの各種定数
蓄電池	発電プラント	蓄電容量
二次励磁機	発電プラント	拘束リアクタンス

68 昇圧用変圧器

69 連 絡 体 制

70 電気現象記録装置

71 サイバーセキュリティ対策

旧	新
Ⅴ　負荷設備の低圧配電線との連系要件	Ⅴ　負荷設備の低圧配電線との連系要件
~~70~~　力　　率	72　力　　率
~~71~~　保護リレーの設置	73　保護リレーの設置

旧	新
## Ⅵ　負荷設備の高圧配電線との連系要件	## Ⅵ　負荷設備の高圧配電線との連系要件
~~72~~　力　　率	74　力　　率
~~73~~　電力品質	75　電力品質
(1)　高調波抑制対策	(1)　高調波抑制対策
需要者は，高調波発生機器を用いた電気設備を使用することにより，系統に高調波電流を流出する場合で，イの条件に該当し，かつ，ロの高調波流出電流がハの高調波流出電流の上限値を超えるときは，高調波電流を抑制するために必要となる対策を実施していただきます。	需要者は，高調波発生機器を用いた電気設備を使用することにより，系統に高調波電流を流出する場合で，イの条件に該当し，かつ，ロの高調波流出電流がハの高調波流出電流の上限値を超えるときは，高調波電流を抑制するために必要となる対策を実施していただきます。
イ　等価容量の合計値が50キロボルトアンペアを超える場合	イ　等価容量の合計値が50キロボルトアンペアを超える場合
ロ　系統に流出する高調波流出電流は，次の式により算出いたします。ただし，需要場所の構内に高調波流出電流を低減する設備がある場合は，その低減効果を考慮し算出することができるものといたします。 ~~高調波流出電流＝高調波発生機器ごとの定格運転状態において発生する高調波電流の合計値×高調波発生機器の最大の稼働率~~	ロ　系統に流出する高調波流出電流は，次の式により算出いたします。ただし，需要場所の構内に高調波流出電流を低減する設備がある場合は，その低減効果を考慮し算出することができるものといたします。 高調波流出電流 ＝高調波発生機器ごとの定格運転状態において発生する高調波電流の合計値×高調波発生機器の最大の稼働率
なお，高調波流出電流は，高調波の次数ごとに合計して得た値とし，また，その対象とする高調波の次数は，40次以下といたします。	なお，高調波流出電流は，高調波の次数ごとに合計して得た値とし，また，その対象とする高調波の次数は，40次以下といたします。

ハ　系統に流出する高調波流出電流の上限値は，高調波の次数ごとに，次の式により算出いたします。

~~高調波流出電流の上限値 ＝ 受給電力１キロワット当たりの高調波流出電流の上限値 × 当該需要場所の受給電力~~

なお，受給電力とは，原則として需要場所における接続送電サービス契約電力または臨時接続送電サービス契約電力といたします。

受給電力１キロワット当たりの高調波流出電流の上限値

（単位：ミリアンペア/キロワット）

公称電圧	5次	7次	11次	13次	17次	19次	23次	23次超過
6.6キロボルト	3.50	2.50	1.60	1.30	1.00	0.90	0.76	0.70

~~74~~ 保 護 協 調

~~75~~ 保護リレーの設置

~~76~~ 保護リレーの設置場所

~~77~~ 遮 断 箇 所

~~78~~ 連 絡 体 制

~~79~~ サイバーセキュリティ対策

ハ　系統に流出する高調波流出電流の上限値は，高調波の次数ごとに，次の式により算出いたします。

高調波流出電流の上限値

＝受給電力１キロワット当たりの高調波流出電流の上限値

×当該需要場所の受給電力

なお，受給電力とは，原則として需要場所における接続送電サービス契約電力または臨時接続送電サービス契約電力といたします。

受給電力１キロワット当たりの高調波流出電流の上限値

（単位：ミリアンペア/キロワット）

公称電圧	5次	7次	11次	13次	17次	19次	23次	23次超過
6.6キロボルト	3.50	2.50	1.60	1.30	1.00	0.90	0.76	0.70

76 保 護 協 調

77 保護リレーの設置

78 保護リレーの設置場所

79 遮 断 箇 所

80 連 絡 体 制

81 サイバーセキュリティ対策

旧	新
## Ⅶ　負荷設備の特別高圧電線路との連系要件	## Ⅶ　負荷設備の特別高圧電線路との連系要件
~~80~~　**力　　率**	82　**力　　率**
~~81~~　**電 力 品 質**	83　**電 力 品 質**
(1)　高調波抑制対策	(1)　高調波抑制対策
需要者は，高調波発生機器を用いた電気設備を使用することにより，系統に高調波電流を流出する場合で，イまたはロの条件に該当し，かつ，ハの高調波流出電流がニの高調波流出電流の上限値を超えるときは，高調波電流を抑制するために必要となる対策を実施していただきます。	需要者は，高調波発生機器を用いた電気設備を使用することにより，系統に高調波電流を流出する場合で，イまたはロの条件に該当し，かつ，ハの高調波流出電流がニの高調波流出電流の上限値を超えるときは，高調波電流を抑制するために必要となる対策を実施していただきます。
イ　22,000ボルトまたは33,000ボルトの系統に連系する場合で，等価容量の合計値が300キロボルトアンペアを超えるとき。	イ　22,000ボルトまたは33,000ボルトの系統に連系する場合で，等価容量の合計値が300キロボルトアンペアを超えるとき。
ロ　77,000ボルト以上の系統に連系する場合で，等価容量の合計値が2,000キロボルトアンペアを超えるとき。	ロ　77,000ボルト以上の系統に連系する場合で，等価容量の合計値が2,000キロボルトアンペアを超えるとき。
ハ　系統に流出する高調波流出電流は，次の式により算出いたします。ただし，需要場所の構内に高調波流出電流を低減する設備がある場合は，その低減効果を考慮し算出することができるものといたします。	ハ　系統に流出する高調波流出電流は，次の式により算出いたします。ただし，需要場所の構内に高調波流出電流を低減する設備がある場合は，その低減効果を考慮し算出することができるものといたします。

高調波流出電流＝高調波発生機器ごとの定格運転状態において発生する高調波電流の合計値×高調波発生機器の最大の稼働率 なお，高調波流出電流は，高調波の次数ごとに合計して得た値とし，また，その対象とする高調波の次数は，40次以下といたします。 ニ　系統に流出する高調波流出電流の上限値は，高調波の次数ごとに，次の式により算出いたします。 高調波流出電流の上限値＝受給電力１キロワット当たりの高調波流出電流の上限値×当該需要場所の受給電力 なお，受給電力とは，原則として需要場所における接続送電サービス契約電力または臨時接続送電サービス契約電力といたします。	高調波流出電流 ＝高調波発生機器ごとの定格運転状態において発生する高調波電流の合計値×高調波発生機器の最大の稼働率 なお，高調波流出電流は，高調波の次数ごとに合計して得た値とし，また，その対象とする高調波の次数は，40次以下といたします。 ニ　系統に流出する高調波流出電流の上限値は，高調波の次数ごとに，次の式により算出いたします。 高調波流出電流の上限値 ＝受給電力１キロワット当たりの高調波流出電流の上限値 ×当該需要場所の受給電力 なお，受給電力とは，原則として需要場所における接続送電サービス契約電力または臨時接続送電サービス契約電力といたします。

受給電力１キロワット当たりの高調波流出電流の上限値

（単位：ミリアンペア/キロワット）

公称電圧	5次	7次	11次	13次	17次	19次	23次	23次超過
22キロボルト	1.80	1.30	0.82	0.69	0.53	0.47	0.39	0.36
33キロボルト	1.20	0.86	0.55	0.46	0.35	0.32	0.26	0.24
77キロボルト	0.50	0.36	0.23	0.19	0.15	0.13	0.11	0.10
154キロボルト	0.25	0.18	0.11	0.09	0.07	0.06	0.05	0.05
275キロボルト	0.14	0.10	0.06	0.05	0.04	0.03	0.03	0.02

~~82~~ 保 護 協 調

~~83~~ 保護リレーの設置

~~84~~ 保護リレーの設置場所

~~85~~ 保護リレーの設置相数

~~86~~ 遮 断 箇 所

~~87~~ 連 絡 体 制

~~88~~ サイバーセキュリティ対策

受給電力１キロワット当たりの高調波流出電流の上限値

（単位：ミリアンペア/キロワット）

公称電圧	5次	7次	11次	13次	17次	19次	23次	23次超過
22キロボルト	1.80	1.30	0.82	0.69	0.53	0.47	0.39	0.36
33キロボルト	1.20	0.86	0.55	0.46	0.35	0.32	0.26	0.24
77キロボルト	0.50	0.36	0.23	0.19	0.15	0.13	0.11	0.10
154キロボルト	0.25	0.18	0.11	0.09	0.07	0.06	0.05	0.05
275キロボルト	0.14	0.10	0.06	0.05	0.04	0.03	0.03	0.02

84 保 護 協 調

85 保護リレーの設置

86 保護リレーの設置場所

87 保護リレーの設置相数

88 遮 断 箇 所

89 連 絡 体 制

90 サイバーセキュリティ対策

３　工事に関する費用の負担に関する算出の根拠および決定の方法に関する説明書

工事に関する費用の負担に関する算出の根拠および決定の方法に関する説明書

混雑緩和プロセスにおける工事費負担金の算出につきましては，第 52 回総合資源エネルギー調査会省エネルギー・新エネルギー分科会／電力・ガス事業分科会再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会(2023 年６月 21 日開催)において，系統増強を希望した発電事業者の負担を基本とした上で，混雑緩和プロセスによる系統増強が一般送配電事業者の計画している設備更新と同調できるなど，一般送配電事業者の受益と評価できる部分については，一般負担として控除する整理がなされたことを反映いたしました。

また，混雑緩和プロセスの参加者に求める保証金につきましては，第 69 回広域系統整備委員会（2023 年８月９日開催）において，従来の一括検討プロセスと同等に設定する整理がなされたことを反映いたしました。

託送供給等約款変更認可申請書

令和６年 11 月 29 日

四国電力送配電株式会社

託送供給等約款変更認可申請書

業 計 発 第 3 号
令和 6 年 11 月 29 日

経済産業大臣　武 藤　容 治　殿

高 松 市 丸 の 内 2 番 5 号
四 国 電 力 送 配 電 株 式 会 社
代表取締役社長 社長執行役員　横 井　郁 夫

次のとおり託送供給等約款の変更の認可を受けたいので、電気事業法第 18 条第１項の規定により申請します。

変 更 の 内 容	別紙　託送供給等約款のとおりであります。
実　施　期　日	令和７年４月１日

別紙

託 送 供 給 等 約 款

令和７年４月１日 実 施

四国電力送配電株式会社

託 送 供 給 等 約 款

目　　次

Ⅰ　総　　則

1　適　　用 …… 1
2　託送供給等約款の認可および変更 …… 2
3　定　　義 …… 2
4　代表契約者の選任 …… 7
5　託送供給等に関する取扱い …… 7
6　単位および端数処理 …… 7
7　実 施 細 目 …… 8

Ⅱ　契約の申込み

8　契 約 の 要 件 …… 9
9　検討および契約の申込み …… 13
10　契約の成立および契約期間 …… 20
11　託送供給等の開始 …… 21
12　供給準備その他必要な手続きのための協力 …… 22
13　電気方式，電圧および周波数 …… 22
14　発電場所および需要場所 …… 23
15　供給および契約の単位 …… 25
16　承 諾 の 限 界 …… 29
17　契約書の作成 …… 29

Ⅲ　料　　金

18　料　　金 …… 30
19　接続送電サービス …… 31
20　臨時接続送電サービス …… 53
21　予備送電サービス …… 60
22　系統連系受電サービス…… 62
23　発電量調整受電計画差対応電力 …… 66
24　接続対象計画差対応電力 …… 67
25　需要抑制量調整受電計画差対応電力 …… 68
26　給電指令時補給電力 …… 69

Ⅳ　料金の算定および支払い

27　料金の適用開始の時期 …… 71
28　検　針　日 …… 71
29　料金の算定期間 …… 72
30　計　　量 …… 73
31　電力および電力量の算定 …… 74
32　損　失　率 …… 91
33　料金の算定 …… 91
34　支払義務の発生および支払期日 …… 95
35　料金その他の支払方法 …… 97
36　保　証　金 …… 100
37　連帯責任 …… 101

Ⅴ　供　　給

38　託送供給等の実施 …… 103
39　給電指令の実施等 …… 106
40　適正契約の保持等 …… 108
41　契約超過金 …… 109
42　力率の保持 …… 112
43　発電場所および需要場所への立入りによる業務の実施 …… 112
44　託送供給等にともなう協力 …… 113
45　託送供給等の停止 …… 114
46　託送供給等の停止の解除 …… 115
47　託送供給等の停止期間中の料金 …… 115
48　違　約　金 …… 116
49　損害賠償の免責 …… 116
50　設備の賠償 …… 117

Ⅵ　契約の変更および終了

51　契約の変更 …… 118
52　名義の変更 …… 120
53　契約の廃止 …… 121
54　供給開始後の契約の消滅または変更に
　　ともなう料金および工事費の精算 …… 122
55　解　約　等 …… 127
56　契約消滅後の債権債務関係 …… 129

Ⅶ　受電方法および供給方法ならびに工事

57　受電地点，供給地点および施設 …… 130
58　架 空 引 込 線 …… 131
59　地 中 引 込 線 …… 132
60　連接引込線等 …… 133
61　中高層集合住宅等における受電方法および供給方法 …… 134
62　引込線の接続 …… 134
63　計量器等の取付け …… 134
64　通信設備等の施設 …… 136
65　専用供給設備 …… 136

Ⅷ　工事費の負担

66　受電地点への供給設備の工事費負担金 …… 138
67　受電用計量器等の工事費負担金 …… 142
68　会社間連系設備の工事費負担金 …… 142
69　供給地点への供給設備の工事費負担金 …… 142
70　工事費負担金の申受けおよび精算 …… 150
71　供給開始に至らないで契約を廃止または
　　変更される場合等の費用の申受け …… 152
72　臨 時 工 事 費 …… 153
73　工事費等に関する契約書の作成 …… 154

Ⅸ　保　　安

74　保 安 の 責 任 …… 155
75　保安等に対する発電者および需要者の協力 …… 155
76　調　　査 …… 155
77　調査等の委託 …… 156
78　調査に対する需要者の協力 …… 156
79　検査または工事の受託 …… 156
80　自家用電気工作物 …… 157

附　　則 …… 158
別　　表 …… 207

Ⅰ　総　　則

１　適　　用

当社が，小売電気事業，当社以外の一般送配電事業，特定送配電事業もしくは電気事業法第２条第１項第５号ロにもとづき行なわれる電気の供給（以下「自己等への電気の供給」といいます。）の用に供するための託送供給または電気事業法第２条第１項第７号に定める電力量調整供給を行なうときの料金および必要となるその他の供給条件は，この託送供給等約款（以下「この約款」といいます。）によります。

なお，この約款において託送供給および電力量調整供給とは，次のものをいいます。

(1)　託 送 供 給

次の接続供給および振替供給をいいます。

イ　接 続 供 給

当社が契約者から受電し，当社が維持および運用する供給設備を介して，同時に，その受電した場所以外の当社の供給区域（徳島県，高知県，香川県〔一部を除きます。〕，愛媛県〔一部を除きます。〕）内の場所（会社間連系点を除きます。）において，契約者の小売電気事業，特定送配電事業または自己等への電気の供給の用に供するための電気を契約者に供給することをいいます。

ロ　振 替 供 給

当社が契約者から小売電気事業，当社以外の一般送配電事業，特定送配電事業または自己等への電気の供給の用に供するための電気を受電し，当社が維持および運用する供給設備を介して，同時に，その受電した場所以外の会社間連系点において，契約者に，その受電した電気の量に相当する量の電気を供給することをいいます。

(2)　電力量調整供給

次の発電量調整供給および需要抑制量調整供給をいいます。

イ　発電量調整供給

当社が発電契約者から，当社が行なう託送供給に係る小売電気事業，一般送配電事業，特定送配電事業または自己等への電気の供給の用に供するための電気を受電し，当社が維持および運用する供給設備を介して，同時に，その受電した場所において，発電契約者に，発電契約者があらかじめ当社に申し出た量の電気を供給することをいいます。

ロ　需要抑制量調整供給

当社が需要抑制契約者から，特定卸供給の用に供するための電気（小売電気事業または特定送配電事業の供給の用に供するための電気で，電

気事業法施行規則第１条第２項第７号に定める特定抑制依頼によってえられた電気に限ります。）を受電し，当社が維持および運用する供給設備を介して，同時に，その受電した場所において，需要抑制契約者に，需要抑制契約者があらかじめ当社に申し出た量の電気を供給することをいいます。

２　託送供給等約款の認可および変更

(1)　この約款は，電気事業法第18条第１項の規定にもとづき，経済産業大臣の認可を受けたものです。

(2)　当社は，経済産業大臣の認可を受け，または経済産業大臣に届け出て，この約款を変更することがあります。この場合には，料金および必要となるその他の供給条件は，変更後の託送供給等約款によります。

３　定　　義

次の言葉は，この約款においてそれぞれ次の意味で使用いたします。

(1)　契　約　者

この約款にもとづいて当社と接続供給契約または振替供給契約を締結する小売電気事業者，一般送配電事業者，特定送配電事業者または自己等への電気の供給を行なう者をいいます。

(2)　発 電 契 約 者

この約款にもとづいて当社と発電量調整供給契約を締結する者をいいます。

(3)　需要抑制契約者

この約款にもとづいて当社と需要抑制量調整供給契約を締結する者をいいます。

(4)　発　電　者

小売電気事業，一般送配電事業，特定送配電事業または自己等への電気の供給の用に供する電気（託送供給に係る電気に限ります。）を発電または放電する者で当社以外の者をいいます。

(5)　需　要　者

契約者が小売電気事業または自己等への電気の供給として電気を供給する相手方となる者をいいます。

(6)　低　　圧

標準電圧100ボルトまたは200ボルトをいいます。

(7)　高　　圧

標準電圧6,000ボルトをいいます。

(8) 特 別 高 圧

標準電圧20,000ボルト以上の電圧をいいます。

(9) 受 電 地 点

当社が託送供給に係る電気を契約者から受電する地点，発電量調整供給に係る電気を発電契約者から受電する地点または需要抑制量調整供給に係る電気を需要抑制契約者から受電する地点をいいます。

(10) 発 電 場 所

発電者が発電量調整供給に係る電気を発電または放電する場所をいいます。

(11) 供 給 地 点

当社が託送供給に係る電気を契約者に供給する地点をいいます。

(12) 需 要 場 所

需要者が，契約者から供給された接続供給に係る電気を使用する場所をいいます。

(13) 会社間連系点

当社以外の一般送配電事業者または配電事業者が維持および運用する供給設備（当該一般送配電事業者が使用権を有する設備を含みます。）と当社が維持および運用する供給設備との接続点をいいます。

(14) 中 継 振 替

会社間連系点を受電地点とし，他の会社間連系点を供給地点とする振替供給をいいます。

(15) 地 内 振 替

発電者の電気設備と当社の供給設備との接続点を受電地点とし，会社間連系点を供給地点とする振替供給をいいます。

(16) 発電量調整受電電力

発電量調整供給の場合で，受電地点において，当社が発電契約者から受電する電気の電力をいいます。

(17) 発電量調整受電電力量

受電地点において，当社が発電契約者から受電する発電量調整供給に係る電気の電力量をいいます。

(18) 発電量調整受電計画電力

発電量調整受電電力の計画値で，発電契約者があらかじめ当社に通知するものをいいます。

(19) 発電量調整受電計画電力量

発電量調整受電電力量の計画値で，発電契約者があらかじめ当社に通知するものをいいます。

(20) 接続受電電力

接続供給の場合で，受電地点において，当社が契約者から受電する電気の電力をいいます。

(21) 接続受電電力量

受電地点において，当社が契約者から受電する接続供給に係る電気の電力量をいいます。

(22) 接続供給電力

供給地点において，当社が契約者に供給する接続供給に係る電気の電力をいいます。

(23) 接続供給電力量

供給地点において，当社が契約者に供給する接続供給に係る電気の電力量をいいます。

(24) 接続対象電力

接続供給電力を損失率で修正した値をいいます。

(25) 接続対象電力量

接続供給電力量を損失率で修正した値をいいます。

(26) 接続対象計画電力

接続対象電力の計画値で，契約者があらかじめ当社に通知するものをいいます。

(27) 接続対象計画電力量

接続対象電力量の計画値で，契約者があらかじめ当社に通知するものをいいます。

(28) 需要抑制量調整受電電力

需要抑制量調整供給の場合で，受電地点において，当社が需要抑制契約者から受電する電気の電力をいいます。

(29) 需要抑制量調整受電電力量

受電地点において，当社が需要抑制契約者から受電する需要抑制量調整供給に係る電気の電力量をいいます。

(30) 需要抑制量調整受電計画電力

需要抑制量調整受電電力の計画値で，需要抑制契約者があらかじめ当社に通知するものをいいます。

(31) 需要抑制量調整受電計画電力量

需要抑制量調整受電電力量の計画値で，需要抑制契約者があらかじめ当社に通知するものをいいます。

(32) ベースライン

需要抑制量調整供給を行なう場合の基準となる電力量で，需要抑制契約者があらかじめ当社に通知するものをいいます。

⑶3 損　失　率

接続供給における受電地点から供給地点に至る電気の損失率をいいます。

⑶4 契 約 電 力

契約上使用できる最大電力（キロワット）であって，接続送電サービス契約電力，臨時接続送電サービス契約電力および予備送電サービス契約電力をいいます。

⑶5 契 約 容 量

契約上使用できる最大容量（キロボルトアンペア）であって，接続送電サービス契約容量および臨時接続送電サービス契約容量をいいます。

⑶6 契約受電電力

契約上使用できる受電地点における接続受電電力または発電量調整受電電力の最大値（キロワット）で，契約者または発電契約者と当社との協議によりあらかじめ定めた値（発電量調整供給においては，同時最大受電電力をこえないものといたします。）をいいます。

⑶7 同時最大受電電力

発電者の電気設備と当社の供給設備との接続点における最大電力（キロワット）で，発電契約者または発電者と当社との協議により発電場所ごとにあらかじめ定めた値をいいます。

⑶8 最大連系電力等

当社が受電地点において発電契約者から受電する発電量調整供給に係る電気の電力の最大値をいいます。

⑶9 最大需要電力等

当社が供給地点において契約者に供給する接続供給に係る電気の電力の最大値をいいます。

⑷0 発電バランシンググループ

31（電力および電力量の算定）⑵0イもしくはロに定める発電量調整受電計画差対応補給電力量または31（電力および電力量の算定）⑵1イもしくはロに定める発電量調整受電計画差対応余剰電力量を算定する対象となる単位で，発電契約者があらかじめ発電量調整供給契約において設定するものをいいます。

⑷1 需要バランシンググループ

31（電力および電力量の算定）⑵2に定める接続対象計画差対応補給電力量または31（電力および電力量の算定）⑵3に定める接続対象計画差対応余剰電力量を算定する対象となる単位で，契約者があらかじめ接続供給契約において設定するものをいいます。

⑷2 需要抑制バランシンググループ

31（電力および電力量の算定）⑵4に定める需要抑制量調整受電計画差対

応補給電力量または31（電力および電力量の算定）(25)に定める需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量を算定する対象となる単位で，需要抑制契約者があらかじめ需要抑制量調整供給契約において設定するものをいいます。

(43) 電　　灯

白熱電球，けい光灯，ネオン管灯，水銀灯等の照明用電気機器（付属装置を含みます。）をいいます。

(44) 小 型 機 器

主として住宅，店舗，事務所等において単相で使用される，電灯以外の低圧の電気機器をいいます。ただし，急激な電圧の変動等により他の電気の使用者の電灯の使用を妨害し，または妨害するおそれがあり，電灯と併用できないものは除きます。

(45) 動　　力

電灯および小型機器以外の電気機器をいいます。

(46) 契約負荷設備

契約上使用できる負荷設備をいいます。

(47) 契約主開閉器

契約上設定されるしゃ断器であって，定格電流を上回る電流に対して電路をしゃ断し，需要者において使用する最大電流を制限するものをいいます。

(48) 定 期 検 査

電気事業法第54条および第55条第１項に定められた検査をいいます。

(49) 定 期 補 修

一定期間を限り定期的に行なわれる補修をいいます。

(50) 給 電 指 令

発電者の発電設備および蓄電池（以下「発電設備等」といいます。）の運用または需要者の電気の使用等について，当社から指令することをいいます。

(51) 昼 間 時 間

毎日午前８時から午後10時までの時間をいいます。ただし，日曜日，「国民の祝日に関する法律」に規定する休日，１月２日，１月３日，４月30日，５月１日，５月２日，12月30日および12月31日の該当する時間を除きます。

(52) 夜 間 時 間

昼間時間以外の時間をいいます。

４　代表契約者の選任

自己等への電気の供給の用に供するための接続供給契約の場合を除き，１接続供給契約における契約者を複数とすることができます。この場合，当該接続供給契約においては１需要バランシンググループを設定するものとし，この約款に関する当社との協議および接続供給の実施に関する事項についての権限を複数の契約者全員から委任された契約者を，代表契約者としてあらかじめ選任していただき，かつ，契約者が行なう，当社との手続きおよび協議，ならびにこの約款に定める金銭債務の支払い等は，代表契約者を通じて行なっていただきます。また，当社は，契約者との協議および契約者への通知を代表契約者に対して行ないます。ただし，当社は，必要に応じて，代表契約者以外の契約者と，協議等をさせていただくことがあります。

５　託送供給等に関する取扱い

当社は，とくに必要となる場合を除き，当社の専用窓口を通じて，この約款の実施取扱いをいたします。この場合，当社は，託送供給または電力量調整供給の申込みおよび実施に際してえた情報については，託送供給，電力量調整供給または再生可能エネルギー電気卸供給約款にもとづく再生可能エネルギー電気卸供給を実施する目的以外に使用いたしません。

６　単位および端数処理

この約款において料金その他を計算する場合の単位およびその端数処理は，次のとおりといたします。

(1)　契約負荷設備の個々の容量の単位は，１ワットまたは１ボルトアンペアとし，その端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。

(2)　契約容量の単位は，１キロボルトアンペアとし，その端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。

(3)　発電量調整受電電力，発電量調整受電計画電力，接続受電電力，接続供給電力，接続対象電力，接続対象計画電力，需要抑制量調整受電電力，需要抑制量調整受電計画電力，契約電力，契約受電電力，同時最大受電電力，最大連系電力等，最大需要電力等およびその他の電気の電力の単位は，次の場合を除き，１キロワットとし，その端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。

イ　低圧で供給する場合で，19（接続送電サービス）(2)イまたは20（臨時接続送電サービス）(2)イ(ﾛ)を適用した場合に算定された値が0.5キロワット以下となるときは，契約電力を0.5キロワットといたします。

ロ　高圧で供給する場合で，19（接続送電サービス）(2)イを適用した場合に算定された値が0.5キロワット未満となるときは，契約電力を１キロワ

ットといたします。

(4)　発電量調整受電電力量，発電量調整受電計画電力量，接続受電電力量，接続供給電力量，接続対象電力量，接続対象計画電力量，需要抑制量調整受電電力量，需要抑制量調整受電計画電力量，ベースライン，発電量調整受電計画差対応補給電力量，発電量調整受電計画差対応余剰電力量，接続対象計画差対応補給電力量，接続対象計画差対応余剰電力量，需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量，需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量，給電指令時補給電力量およびその他の電気の電力量の単位は，１キロワット時とし，その端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。ただし，低圧で受電する場合の30分ごとの接続受電電力量および30分ごとの発電量調整受電電力量ならびに低圧で供給する場合の30分ごとの接続供給電力量の単位は，最小位までといたします。

(5)　力率の単位は，１パーセントとし，その端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。

(6)　料金その他の計算における合計金額の単位は，１円とし，その端数は，切り捨てます。

7　実 施 細 目

この約款の実施上必要な細目的事項は，そのつど契約者，発電契約者，発電者または需要抑制契約者と当社との協議によって定めます。

なお，当社は，必要に応じて，需要者と別途協議を行なうことがあります。

Ⅱ　契約の申込み

８　契約の要件

(1)　契約者が接続供給契約または振替供給契約を希望される場合は，次の要件を満たしていただきます。

イ　小売電気事業，一般送配電事業，特定送配電事業または自己等への電気の供給の用に供する電気が電力量調整供給に係るものまたは当社が供給する託送供給に供する電気であること。

ロ　接続供給の場合，契約者が需要者の需要の計画値に応じた電気の供給が可能であること。

ハ　振替供給の場合，契約者が営む小売電気事業，一般送配電事業，特定送配電事業または契約者が行なう自己等への電気の供給の用に供するためのものであること。

ニ　需要者が電気設備を当社の供給設備に電気的に接続するにあたり，電気設備に関する技術基準，その他の法令等にしたがい，かつ，別冊に定める系統連系技術要件（以下「系統連系技術要件」といいます。）を遵守して，当社の供給設備の状況等を勘案して技術的に適当と認められる方法によって連系すること。

ホ　高圧または特別高圧で供給する場合は，契約者および需要者が当社からの給電指令にしたがうこと。

ヘ　契約者が，需要者にこの約款における需要者に関する事項を遵守させ，かつ，需要者がこの約款における需要者に関する事項を遵守する旨の承諾をすること。

ト　需要者が他の契約者から電気の供給を受けることを当社が確認した場合は，契約者が，当社が契約者にあらかじめお知らせすることなく接続供給の実施に必要な需要者の情報を当該他の契約者に対し提供する旨の承諾をすること。

チ　契約者および需要者が，当社が契約者および需要者にあらかじめお知らせすることなく発電量調整供給等の実施に必要な需要者の情報を発電契約者および需要場所と同一の場所である発電場所の発電者または当社と再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）第２条第５項に定める特定契約（以下「特定契約」といいます。）もしくは再生可能エネルギー特別措置法第２条の７に定める一時調達契約（以下「一時調達契約」といいます。）等を締結する者に対し提供する旨の承諾をすること。

リ　契約者が自己等への電気の供給の用に供するための接続供給契約または振替供給契約を希望される場合は，次の要件を満たすこと。

(ｲ)　契約者と同一の者である発電者の発電設備等が電気事業法第２条第１項第５号ロに定める非電気事業用電気工作物であること。

(ﾛ)　契約者と同一の者でない発電者の発電または放電に係る電気も供給する場合は，当該発電者の発電設備等が契約者と電気事業法第２条第１項第５号ロの経済産業省令で定める密接な関係を有する者が維持および運用する非電気事業用電気工作物であること。

(ﾊ)　需要者が契約者と同一の者，または契約者と電気事業法第２条第１項第５号ロの経済産業省令で定める密接な関係を有する者であること。

ヌ　契約者が，１需要場所において，分割供給（複数の小売電気事業者が，１需要場所において，１引込みを通じて行なうそれぞれの電気事業法第２条第１項第１号に定める小売供給をいいます。ただし，一方の小売電気事業者が需要者の発電設備の検査，補修または事故〔停電による停止等を含みます。〕により生じた不足電力の補給にあてるための電気のみを供給する場合の小売供給を除きます。）を行なうための接続供給（以下「分割接続供給」といいます。）を希望される場合は，次の要件を満たすこと。

(ｲ)　当該需要場所が，高圧または特別高圧で電気の供給を受ける需要場所であること。

(ﾛ)　当該需要場所において分割接続供給を受ける契約者は，２契約者に限ること。

(ﾊ)　双方の契約者および需要者が，当該需要場所において，当社が分割接続供給を行なう旨の承諾をすること。

(ﾆ)　双方の契約者および需要者が，当社が契約者および需要者にあらかじめお知らせすることなく分割接続供給の実施に必要な契約者および需要者の情報を他の一方の契約者に対し提供する旨の承諾をすること。

(2)　発電契約者が発電量調整供給契約を希望される場合は，次の要件を満たしていただきます。

イ　発電契約者が発電量調整受電計画電力量に応じて電気を供給すること。

ロ　発電者が発電または放電する電気が当社が行なう託送供給に係るものであること。

ハ　発電者が電気設備を当社の供給設備に電気的に接続するにあたり，電気設備に関する技術基準，その他の法令等にしたがい，かつ，系統連系技術要件を遵守して，当社の供給設備の状況等を勘案して技術的に適当と認められる方法によって連系すること。

ニ　高圧または特別高圧で受電する場合は，発電契約者および発電者が当社からの給電指令にしたがうこと。

ホ　発電契約者が当社を代理して，発電者との間で，系統連系受電契約

（発電量調整供給契約にもとづき締結する契約をいいます。）を締結すること。

ヘ　発電契約者が，原則として，18（料金）(3)に定める発電者に係る料金，延滞利息および契約超過金を，34（支払義務の発生および支払期日）(4)に定める期日までの間，当社に代わり，発電者から受領し，当社があらかじめ定める支払いに関する期日までに当社へ引き渡す業務を受託すること。

ト　発電契約者が，35（料金その他の支払方法）(3)ロの場合を除き，18（料金）(3)に定める発電者に係る料金，延滞利息および契約超過金の支払い業務を発電者から無償で受託すること。

チ　発電者が系統連系受電契約の変更を発電契約者に申し出た場合，発電契約者が発電量調整供給契約の変更として当社へ申し出ること。

リ　当社が発電者との系統連系受電契約を解約する場合，発電契約者が，当該発電者の発電場所に係る発電量調整供給契約が変更されることを承諾すること。

ヌ　発電契約者が，発電者にこの約款における発電者に関する事項を遵守させ，かつ，発電者がこの約款における発電者に関する事項を遵守する旨の承諾をすること。

ただし，当社と特定契約を締結する発電者（発電契約者が発電者との間で電力受給に関する契約を締結している場合を除きます。）および発電契約者と同一の者である発電者については，ホ，ヘ，ト，チおよびリの要件を除きます。

なお，当社は，発電契約者に対して，系統連系受電契約の締結または変更について，当社を代理する権利を付与いたします。

(3)　発電者が系統連系受電契約を希望される場合は，次の要件を満たしていただきます。

イ　新たに系統連系受電契約を希望される場合または当該契約の内容に変更が生じる場合，発電者が当該契約の締結または変更について当社を代理する発電契約者に対して申し出ること。

ロ　発電者が発電または放電する電気が当社が行なう託送供給に係るもの（当社との特定契約に係る電気を除きます。）であること。

ハ　発電者が電気設備を当社の供給設備に電気的に接続するにあたり，電気設備に関する技術基準，その他の法令等にしたがい，かつ，系統連系技術要件を遵守して，当社の供給設備の状況等を勘案して技術的に適当と認められる方法によって連系すること。

ニ　高圧または特別高圧で受電する場合は，発電者が当社からの給電指令にしたがうこと。

ホ　発電者が，原則として，18（料金）(3)に定める発電者に係る料金，延滞利息および契約超過金の支払い業務を発電契約者に委託すること。

ヘ　発電者が当該契約の消滅後に接続された電気を当社が無償で受電することについて承諾すること。

ただし，発電契約者と同一の者である発電者については，イおよびホの要件を除きます。

(4)　需要抑制契約者が需要抑制量調整供給契約を希望される場合は，次の要件を満たしていただきます。

イ　需要抑制契約者が特定卸供給を行なう事業を営む者で，次のいずれにも該当すること。

(ｲ)　需要者に対して，次のａおよびｂの事項を定めた需要抑制に関する計画を適時に策定し，当該計画にしたがって適切な需要抑制の指示を適時に出すことができること。

ａ　需要抑制量（１キロワットをこえる電気を抑制しようとするものに限ります。）

ｂ　需要抑制の実施頻度および時期

(ﾛ)　(ｲ)によってえられた100キロワットをこえる電気を供給しようとするものであること。

(ﾊ)　電気の安定かつ適正な供給を確保するための適切な需給管理体制および情報管理体制を確立し，実施および維持することができること。

(ﾆ)　需要者の保護の観点から適切な情報管理体制を確立し，実施および維持できること。

(ﾎ)　需要者と電力需給に関する契約等を締結している契約者が供給力を確保するよう，当該契約者と需要抑制契約者との間または当該契約者と需要者との間で適切な契約がなされていること。

ロ　需要抑制契約者が需要抑制量調整受電計画電力量に応じて電気を供給すること。

ハ　需要者に係る接続送電サービスまたは臨時接続送電サービスが電灯定額接続送電サービスまたは電灯臨時定額接続送電サービスもしくは動力臨時定額接続送電サービスでないこと。

ニ　需要抑制量調整受電電力量の算定上，需要場所が30（計量）(3)に該当しないこと。

ホ　需要抑制契約者が，需要者にこの約款における需要者に関する事項を遵守させ，かつ，需要者がこの約款における需要者に関する事項を遵守する旨の承諾をすること。

ヘ　当社が分割接続供給を行なう供給地点において，需要抑制契約者は，15（供給および契約の単位）(2)イ(ｲ)または(ﾛ)により分割接続供給を受

ける契約者に係る接続送電サービスまたは臨時接続送電サービスについて需要抑制量調整供給契約を希望される場合は，他の一方の契約者に係る接続送電サービスまたは臨時接続送電サービスについてもあわせて需要抑制量調整供給契約を締結すること。

９　検討および契約の申込み

契約者が新たに接続供給契約もしくは振替供給契約を希望される場合，発電契約者が新たに発電量調整供給契約を希望される場合，発電者（当社と特定契約を締結する発電者〔発電契約者が発電者との間で電力受給に関する契約を締結している場合を除きます。〕を除きます。）が新たに系統連系受電契約を希望される場合または需要抑制契約者が新たに需要抑制量調整供給契約を希望される場合は，あらかじめこの約款を承認のうえ，次の手続きにより，契約者から託送供給の申込み，発電契約者から発電量調整供給の申込みまたは需要抑制契約者から需要抑制量調整供給の申込みをしていただきます。

(1)　受電側接続検討の申込み

イ　当社は，契約者または発電契約者から小売電気事業，一般送配電事業，特定送配電事業または自己等への電気の供給の用に供する電気を受電（原則として高圧または特別高圧で受電する場合に限ります。また，接続供給または振替供給の場合は，受電地点が会社間連系点のときに限ります。）するにあたり，供給設備の新たな施設または変更についての検討（以下「受電側接続検討」といいます。）をいたします。

なお，他の接続供給契約もしくは振替供給契約または発電量調整供給契約等により既に連系されている受電地点については，受電側接続検討を省略することがあります。

ロ　契約者または発電契約者は，接続供給契約（受電地点が会社間連系点の場合に限ります。）もしくは振替供給契約（受電地点が会社間連系点の場合に限ります。）または発電量調整供給契約（発電者から電気を受電する場合に限ります。）の申込みに先だち，次の事項を明らかにして，当社所定の様式により，受電側接続検討の申込みをしていただきます。

(ｲ)　接続供給の場合

a　契約者の名称

b　代表契約者の名称（契約者が複数の場合に限ります。）

c　当該接続供給に必要となる当社以外の一般送配電事業者または配電事業者との振替供給契約等の内容または申込内容

d　接続受電電力の最大値および最小値

e　接続供給の開始希望日

(ﾛ) 振替供給の場合

a 契約者の名称

b 当該振替供給に必要となる当社以外の一般送配電事業者または配電事業者との振替供給契約等の内容または申込内容

c 振替供給に係る受電電力の最大値および最小値

d 供給地点

e 振替供給の開始希望日

(ﾊ) 発電量調整供給の場合

a 発電契約者の名称

b 発電者の名称，発電場所および受電地点

c 発電設備等の発電・放電方式，発電・放電出力および系統安定上必要な仕様

d 発電量調整受電電力の最大値および最小値

e 受電地点における受電電圧

f 発電場所における負荷設備および受電設備

g 発電量調整供給の開始希望日

ハ 検討期間および検討料

(ｲ) 当社は，原則として受電側接続検討の申込みから３月以内に検討結果をお知らせいたします。

(ﾛ) 当社は，１受電地点１検討につき22万円を検討料として，受電側接続検討の申込み時に発電契約者から申し受けます。ただし，次の場合には，検討料を申し受けません。

a 検討を要しない場合

b 受電側接続検討の回答後，他の発電契約者の契約の申込みにともなう連系予約（当該契約の申込みに係る発電設備等が送電系統へ連系されたものとして取り扱うことをいいます。）によって送電系統の状況が変化した場合等，受電側接続検討の前提となる事実関係に変動がある場合で，かつ，検討料を申し受けた受電側接続検討の回答日から１年以内に受け付けた受電側接続検討のとき。

(2) 供給側接続事前検討の申込み

イ 当社は，契約者が希望される場合に，契約者に小売電気事業，特定送配電事業または自己等への電気の供給の用に供する電気を供給するにあたり，工事の要否および工事が必要な場合の当該工事の種別についての検討（以下「供給側接続事前検討」といいます。）をいたします。

ロ 契約者は，次の事項を明らかにして，当社所定の様式により，供給側接続事前検討の申込みをしていただきます。この場合，契約者への情報開示に係る需要者の承諾書（当社所定の様式によります。）をあわせて提

出していただくことがあります。また，分割接続供給を希望される場合は，あらかじめ双方の契約者で協議のうえ，申込みをしていただきます。

(ｲ)　需要者の名称，用途，需要場所（供給地点特定番号を含みます。）および供給地点

(ﾛ)　契約電力（分割接続供給を希望される場合は，１需要場所において使用できる最大電力〔キロワット〕といたします。）または契約容量

(ﾊ)　供給地点における供給電気方式および供給電圧

(ﾆ)　負荷設備または主開閉器

(ﾎ)　接続供給の開始希望日および使用期間

ハ　負荷設備，契約電力または契約容量については，１年間を通じての最大の負荷を基準として，契約者から申し出ていただきます。この場合，１年間を通じての最大の負荷を確認するため，必要に応じて接続供給の開始希望日以降１年間の接続供給電力の計画値を当社所定の様式により申し出ていただきます。

ニ　当社は，原則として供給側接続事前検討の申込みから２週間以内に検討結果をお知らせいたします。

(3)　需要抑制量調整供給事前検討の申込み

イ　当社は，需要抑制契約者が希望される場合に，特定卸供給の用に供する電気を受電するにあたり，工事の要否および工事が必要な場合の当該工事の種別についての検討（以下「需要抑制量調整供給事前検討」といいます。）をいたします。

ロ　需要抑制契約者は，次の事項を明らかにして，当社所定の様式により，需要抑制量調整供給事前検討の申込みをしていただきます。この場合，需要抑制契約者への情報開示に係る需要者の承諾書（当社所定の様式によります。）をあわせて提出していただくことがあります。

(ｲ)　需要抑制契約者の名称

(ﾛ)　需要者の名称，需要場所（供給地点特定番号を含みます。）

(ﾊ)　需要抑制量調整供給の開始希望日

ハ　当社は，原則として需要抑制量調整供給事前検討の申込みから２週間以内に検討結果をお知らせいたします。

(4)　契約の申込み

契約者は，(1)ロ(ｲ)または(ﾛ)の事項およびイまたはロの事項を，発電契約者は，(1)ロ(ﾊ)の事項およびハの事項を，需要抑制契約者は，ニの事項を明らかにして，当社所定の様式により，接続供給契約，振替供給契約，発電量調整供給契約，系統連系受電契約または需要抑制量調整供給契約の申込みをしていただきます。この場合，８（契約の要件）(1)へおよび接続供給の実施に必要な需要者の情報を当社が契約者に対し提供することに関

する需要者の契約者に対する承諾書（当社所定の様式によります。）の写し，８（契約の要件）(2)ホに定める要件を満たすことを証明する文書および８（契約の要件）(2)ヌに定める発電者の発電契約者に対する承諾書（当社所定の様式によります。）の写しまたは８（契約の要件）(4)ホおよび需要抑制量調整供給の実施に必要な需要者の情報を当社が需要抑制契約者に対し提供することに関する需要者の需要抑制契約者に対する承諾書（当社所定の様式によります。）の写しをあわせて提出していただきます。ただし，発電契約者と発電者との間で締結する電力受給に関する契約等において，発電者が系統連系受電契約の締結について合意していることおよび発電者がこの約款に関する事項を遵守することを承諾していることが明らかな場合，契約者と需要者との間で締結する電力需給に関する契約等において，需要者がこの約款に関する事項を遵守することおよび接続供給の実施に必要な需要者の情報を，当社が契約者に対し提供することを承諾していることが明らかな場合または需要抑制契約者と需要者との間で締結する需要抑制に関する契約等において，需要者がこの約款に関する事項を遵守することおよび需要抑制量調整供給の実施に必要な需要者の情報を，当社が需要抑制契約者に対し提供することを承諾していることが明らかな場合で，当社が当該文書および承諾書の提出を不要と判断するときは，当該文書および承諾書の提出を省略することができるものといたします。

なお，自己等への電気の供給の用に供するための接続供給契約または振替供給契約を希望される場合は，８（契約の要件）(1)リに定める要件を満たすことを証明する文書をあわせて提出していただきます。この場合，当社は，必要に応じて，所管の官庁にこの要件を満たすことの確認を行ないます。

また，発電量調整供給契約を希望される場合で，電力広域的運営推進機関送配電等業務指針に定める保証金（以下「系統連系保証金」といい，その金額は電力広域的運営推進機関業務規程に定める方法により算定いたします。）を要するときは，系統連系保証金をお支払いいただき，かつ，電源接続案件一括検討プロセスにもとづき工事費負担金補償金を定めるときは，当社と工事費負担金の補償に関する契約を締結のうえ，(1)の申込みに対する当社の回答日から１年以内（電源接続案件一括検討プロセスにもとづき申込みをされる場合および海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律〔以下「再エネ海域利用法」といいます。〕第13条第２項第10号に規定する選定事業者〔以下「選定事業者」といいます。〕を発電者として申込みをされる場合を除きます。）に申込みをしていただくものとし，需要抑制量調整供給契約を希望される場合は，８（契約の要件）(4)イに定める要件を満たすことを証明する文書を提出していただ

きます。

イ　接続供給の場合

(ｲ)　需要者の名称，用途，需要場所（供給地点特定番号を含みます。）および供給地点

(ﾛ)　供給地点における供給電気方式および供給電圧

(ﾊ)　需要場所における負荷設備，主開閉器，受電設備および発電設備等

(ﾆ)　契約電力（分割接続供給を希望される場合は，申込みをされる契約者に係る契約電力といたします。）または契約容量

(ﾎ)　契約受電電力

(ﾍ)　希望される接続送電サービス，臨時接続送電サービスまたは予備送電サービスの種別（分割接続供給を希望される場合は，申込みをされる契約者に係る接続送電サービス，臨時接続送電サービスまたは予備送電サービスの種別といたします。）

(ﾄ)　接続受電電力の計画値および接続供給電力の計画値

(ﾁ)　電気の調達先となる契約者，発電契約者または需要抑制契約者の名称および調達量の計画値

(ﾘ)　電気の販売先となる契約者，発電契約者または需要抑制契約者の名称および販売量の計画値

(ﾇ)　連絡体制

(ﾙ)　20（臨時接続送電サービス）を希望される場合には，契約使用期間（分割接続供給を希望される場合は，申込みをされる契約者に係る臨時接続送電サービスの契約使用期間といたします。）

(ﾇ)　分割接続供給を希望される場合，次の事項（あらかじめ双方の契約者で協議のうえ，申込みをしていただきます。）

ａ　15（供給および契約の単位）(2)イまたはロのうち希望される分割接続供給の形態

ｂ　15（供給および契約の単位）(2)イにより当社が分割接続供給を行なう場合，それぞれの契約者への分割接続供給の形態

ｃ　15（供給および契約の単位）(2)イ(ｲ)により当社が分割接続供給を行なう場合，契約者があらかじめ定めた30分ごとの電力量（以下「通告電力量」といいます。）を当社に通知する契約者

ｄ　15（供給および契約の単位）(2)ロにより当社が分割接続供給を行なう場合，それぞれの契約者へ分割接続供給する時間帯（以下「供給時間帯」といいます。）および分割接続供給に係る料金その他の調整先となる契約者

ｅ　分割接続供給に係る料金その他の調整に使用する，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービス契約

電力および接続送電サービスの種別

f　20（臨時接続送電サービス）を希望される場合は，分割接続供給に係る料金その他の調整に使用する，１供給地点につき，１臨時接続送電サービスを適用したときの臨時接続送電サービス契約電力および臨時接続送電サービスの種別

g　21（予備送電サービス）を希望される場合は，分割接続供給に係る料金その他の調整に使用する，１供給地点につき，１予備送電サービスを適用したときの予備送電サービス契約電力および予備送電サービスの種別

なお，負荷設備，契約電力または契約容量については，１年間を通じての最大の負荷を基準として，契約者から申し出ていただきます。この場合，１年間を通じての最大の負荷を確認するため，必要に応じて接続供給の開始希望日以降１年間の接続供給電力の計画値を当社所定の様式により申し出ていただきます。

ロ　振替供給の場合

(ｲ)　連絡体制

(ﾛ)　当社が小売電気事業，一般送配電事業，特定送配電事業または自己等への電気の供給の用に供する電気を振替供給する場合には，当該振替供給に係る当社以外の一般送配電事業者または配電事業者との接続供給契約等の内容または申込内容

ハ　発電量調整供給の場合

(ｲ)　発電場所の受電地点特定番号および発電設備等に係る供給地点の供給地点特定番号

(ﾛ)　契約受電電力および同時最大受電電力

(ﾊ)　発電量調整受電計画電力

(ﾆ)　電気の調達先となる契約者，発電契約者または需要抑制契約者の名称および調達量の計画値

(ﾎ)　電気の販売先となる契約者，発電契約者または需要抑制契約者の名称および販売量の計画値

(ﾍ)　連絡体制

ニ　需要抑制量調整供給の場合

(ｲ)　需要抑制契約者の名称

(ﾛ)　需要抑制量調整受電計画電力

(ﾊ)　需要抑制を行なう場合の30分ごとの需要抑制量調整受電計画電力量に対応する，需要抑制の予定電力量（１ベースラインに係る需要場所を複数とする場合で，当該ベースラインにもとづく需要抑制量調整受電計画電力量を設定するときは，需要場所ごとの需要抑制量調整供給

に係る需要抑制の予定電力量といたします。）の最小値

(ﾆ)　需要抑制を行なう場合の30分ごとの販売計画の最小値

(ﾎ)　需要者の名称および需要場所（供給地点特定番号を含みます。）

(ﾍ)　需要者と電力需給に関する契約等を締結している契約者の名称

(ﾄ)　需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量および需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量の算定方法となる31（電力および電力量の算定）(14)イまたはロ

(ﾁ)　電気の調達先となる契約者，発電契約者または需要抑制契約者の名称および調達量の計画値

(ﾘ)　電気の販売先となる契約者，発電契約者または需要抑制契約者の名称および販売量の計画値

(ﾇ)　需要抑制量調整供給の開始希望日

(ﾙ)　連絡体制

なお，需要抑制バランシンググループごとの(ﾄ)の算定方法となる31（電力および電力量の算定）(14)イまたはロのいずれかの適用を開始した後１年間は同一の算定方法の適用を継続していただくものといたします。

(5)　当社は，接続供給契約（受電地点〔会社間連系点の場合に限ります。〕に係る事項に限ります。）または振替供給契約について，当日等の利用分および翌日等の利用分に限り，(4)に定める様式以外で当社が指定した方法により契約者に申込みをしていただくことがあります。また，当社は，受給契約等にもとづく連系線の利用に係る事項（当社以外の一般送配電事業者の連系線の利用に係る事項を含みます。）について，当社が指定した方法により契約者に提出していただくことがあります。この場合，当該申込み方法による申込みに係る託送供給の実施または受給契約等にもとづく連系線の利用に係る事項の提出にともなって必要となる事項に関する契約（以下「契約者に係る基本契約」といいます。）を当社とあらかじめ締結していただきます。

なお，契約者に係る基本契約の契約期間は，契約者と当社との協議がととのった日から１年間とし，契約期間満了に先だって契約内容に変更がない場合は，契約期間満了後も１年ごとに同一条件で継続されるものといたします。

また，契約者に係る基本契約で定める事項について，基本契約書（当社所定の様式によります。）を作成いたします。

(6)　当社は，受給契約等にもとづく連系線の利用に係る事項（当社以外の一般送配電事業者の連系線の利用に係る事項を含みます。）について，当社が指定した方法により発電契約者に提出していただくことがあります。この場合，受給契約等にもとづく連系線の利用に係る事項の提出にともなって

必要となる事項に関する契約（以下「発電契約者に係る基本契約」といいます。）を当社とあらかじめ締結していただきます。

なお，発電契約者に係る基本契約の契約期間は，発電契約者と当社との協議がととのった日から１年間とし，契約期間満了に先だって契約内容に変更がない場合は，契約期間満了後も１年ごとに同一条件で継続されるものといたします。

また，発電契約者に係る基本契約で定める事項について，基本契約書（当社所定の様式によります。）を作成いたします。

(7)　当社は，受給契約等にもとづく連系線の利用に係る事項（当社以外の一般送配電事業者の連系線の利用に係る事項を含みます。）について，当社が指定した方法により需要抑制契約者に提出していただくことがあります。この場合，受給契約等にもとづく連系線の利用に係る事項の提出にともなって必要となる事項に関する契約（以下「需要抑制契約者に係る基本契約」といいます。）を当社とあらかじめ締結していただきます。

なお，需要抑制契約者に係る基本契約の契約期間は，需要抑制契約者と当社との協議がととのった日から１年間とし，契約期間満了に先だって契約内容に変更がない場合は，契約期間満了後も１年ごとに同一条件で継続されるものといたします。

また，需要抑制契約者に係る基本契約で定める事項について，基本契約書（当社所定の様式によります。）を作成いたします。

(8)　電圧または周波数の変動等によって損害を受けるおそれがある発電者または需要者は，無停電電源装置の設置等必要な措置を講じていただきます。また，発電者または需要者が保安等のために必要とする電気については，その容量を明らかにしていただき，21（予備送電サービス）の申込みまたは保安用の発電設備の設置，蓄電池装置の設置等必要な措置を講じていただきます。

10　契約の成立および契約期間

(1)　接続供給契約は，接続供給契約の申込みを当社が承諾したときに，振替供給契約は，振替供給契約の申込みを当社が承諾したときに，発電量調整供給契約は，発電量調整供給契約の申込みを当社が承諾したときに，系統連系受電契約は，系統連系受電契約の申込みを当社が承諾したときに，需要抑制量調整供給契約は，需要抑制量調整供給契約の申込みを当社が承諾したときに，それぞれ成立いたします。

(2)　契約期間は，次によります。

イ　接続供給の場合

（イ）　契約期間は，20（臨時接続送電サービス）を利用される場合を除き，

接続供給契約が成立した日から，料金適用開始の日以降１年目の日までといたします。

(ﾛ)　契約期間満了に先だって接続供給契約の消滅または変更がない場合は，接続供給契約は，契約期間満了後も１年ごとに同一条件で継続されるものといたします。

(ﾊ)　20（臨時接続送電サービス）を利用される場合の契約期間は，接続供給契約が成立した日から，あらかじめ定めた契約使用期間満了の日までといたします。

ロ　発電量調整供給の場合

(ｲ)　契約期間は，発電設備等に係る供給地点において20（臨時接続送電サービス）が適用されている場合等特別の事情がある場合を除き，発電量調整供給契約または系統連系受電契約が成立した日から，料金適用開始の日以降１年目の日までといたします。

(ﾛ)　契約期間満了に先だって発電量調整供給契約または系統連系受電契約の消滅または変更がない場合は，発電量調整供給契約または系統連系受電契約は，契約期間満了後も１年ごとに同一条件で継続されるものといたします。

(ﾊ)　契約期間は，発電設備等に係る供給地点において20（臨時接続送電サービス）が適用されている場合等特別の事情がある場合，発電量調整供給契約または系統連系受電契約が成立した日から，発電契約者または発電者と当社との協議により定めた日までといたします。

ハ　振替供給または需要抑制量調整供給の場合

契約期間は，振替供給契約または需要抑制量調整供給契約が成立した日から，契約者または需要抑制契約者の申込みにもとづき，契約者または需要抑制契約者と当社との協議により定めた日までといたします。ただし，特別の事情がない限り，契約期間は，振替供給または需要抑制量調整供給の開始日から起算して１年未満とならないものといたします。

11　託送供給等の開始

(1)　当社は，接続供給契約，振替供給契約，発電量調整供給契約，系統連系受電契約または需要抑制量調整供給契約の申込みを承諾したときには，契約者，発電契約者または需要抑制契約者と協議のうえ託送供給または電力量調整供給の開始日を定め，供給準備その他必要な手続きを経たのち，すみやかに託送供給または電力量調整供給を開始いたします。

(2)　当社は，天候，用地交渉，停電交渉等の事情によるやむをえない理由によって，あらかじめ定めた託送供給または電力量調整供給の開始日に託送供給または電力量調整供給ができないことが明らかになった場合には，そ

の理由を契約者，発電契約者または需要抑制契約者にお知らせし，あらためて契約者，発電契約者または需要抑制契約者と協議のうえ，託送供給または電力量調整供給の開始日を定めて託送供給または電力量調整供給を開始いたします。

12　供給準備その他必要な手続きのための協力

契約者，発電契約者，需要抑制契約者，発電者または需要者は，当該託送供給または電力量調整供給の実施にともない，当社が施設または所有する供給設備の工事および維持のために必要な用地の確保等について協力していただきます。

13　電気方式，電圧および周波数

(1)　受電電気方式は，受電電圧に応じて，次のとおりといたします。

受電電圧	低　　圧	交流単相２線式，交流単相３線式または交流３相３線式
	高圧または特別高圧	交流３相３線式

(2)　供給電気方式は，供給電圧および接続送電サービス，臨時接続送電サービスまたは予備送電サービスに応じて，Ⅲ（料金）の各項に定めるところによります。

(3)　受電電圧は，会社間連系点を受電地点とする場合を除き，原則として，受電地点（１建物内の２以上の発電場所から共同引込線〔２以上の発電場所または需要場所に対して１引込みにより電気を受電または供給するための引込線をいいます。〕による１引込みで電気を受電する場合の受電地点は，発電場所ごとに異なる地点とみなします。）における契約受電電力（発電場所における発電設備等，受電設備および負荷設備等を基準として，発電契約者と当社との協議により受電地点ごとに定めます。）に応じて，次のとおりといたします。

契約受電電力	50キロワット未満	標準電圧　100ボルトまたは200ボルト
	50キロワット以上2,000キロワット未満	標準電圧　6,000ボルト
	2,000キロワット以上10,000キロワット未満	標準電圧 20,000ボルト
	10,000キロワット以上	標準電圧 60,000ボルト

(4)　供給電圧は，会社間連系点を供給地点とする場合を除き，接続送電サービス，臨時接続送電サービスまたは予備送電サービスに応じて，Ⅲ（料金）の各項に定めるところによります。

ただし，接続送電サービス契約電力が500キロワット未満である場合（契約者が新たに供給地点への接続供給を開始される場合または需要場所における受電設備を変更される場合等に限ります。）は，別表１（契約設備電力の算定）により定めた供給地点（１建物内の２以上の需要場所に共同引込線による１引込みで電気を供給する場合の供給地点は，需要場所ごとに異なる地点とみなします。）における契約設備電力に応じて次のとおりといたします。

契約設備電力	50キロワット未満	標準電圧　100ボルトまたは200ボルト
	50キロワット以上	標準電圧　6,000ボルト

なお，１需要場所において，電灯標準接続送電サービス，電灯時間帯別接続送電サービスまたは電灯従量接続送電サービスと動力標準接続送電サービス，動力時間帯別接続送電サービスまたは動力従量接続送電サービスとをあわせて契約する場合，契約設備電力の合計が50キロワット未満となるときの供給電圧は原則として標準電圧100ボルトまたは200ボルトとし，契約設備電力の合計が50キロワット以上となるときの供給電圧は原則として標準電圧6,000ボルトといたします。ただし，契約者が希望され，かつ，電気の使用状態，当社の供給設備の状況等から当社が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは，契約設備電力の合計が50キロワット以上であっても，標準電圧100ボルトまたは200ボルトとすることがあります。この場合，当社は，需要者の土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

(5)　受電電圧については発電者に，供給電圧については需要者に特別の事情がある場合または当社の供給設備の都合でやむをえない場合には，(3)または(4)に定める当該標準電圧より上位または下位の電圧で受電または供給することがあります。

(6)　周波数は，標準周波数60ヘルツといたします。

14　発電場所および需要場所

(1)　当社は，原則として，１構内をなすものは１構内を１発電場所または１需要場所とし，これによりがたい場合には，イおよびロによります。

なお，１構内をなすものとは，さく，へい等によって区切られ公衆が自由に出入りできない区域であって，原則として区域内の各建物が同一会計

主体に属するものをいいます。ただし，複数の発電設備等を隣接した構内に設置する場合は，正当な理由がない限り，１構内をなすものとみなします。

イ　当社は，１建物をなすものは１建物を１発電場所または１需要場所とし，これによりがたい場合には，ロによります。

なお，１建物をなすものとは，独立した１建物をいいます。ただし，複数の建物であっても，それぞれが地上または地下において連結され，かつ，各建物の所有者および使用者が同一のとき等建物としての一体性を有していると認められる場合は，１建物をなすものとみなします。また，看板灯，庭園灯，門灯等建物に付属した屋外電灯は，建物と同一の発電場所または需要場所といたします。

ロ　構内または建物の特殊な場合には，次によります。

(ｲ)　居住用の建物の場合

１建物に会計主体の異なる部分がある場合で，次のいずれにも該当するときは，各部分をそれぞれ１発電場所または１需要場所とすることができます。この場合には，共用する部分を原則として１発電場所または１需要場所といたします。

a　各部分の間が固定的な隔壁または扉で明確に区分されていること。

b　各部分の屋内配線設備が相互に分離して施設されていること。

c　各部分が世帯単位の居住に必要な機能を有すること。

(ﾛ)　居住用以外の建物の場合

１建物に会計主体の異なる部分があり，かつ，各部分の間が固定的な隔壁で明確に区分されている場合で，次のいずれかに該当するときは，各部分をそれぞれ１発電場所または１需要場所とすることができます。

なお，ｂの場合には，共用する部分を原則として１発電場所または１需要場所といたします。

a　各部分の間に共用する部分がないこと。

b　各部分の所有者が異なること。

(ﾊ)　居住用部分と居住用以外の部分からなる建物の場合

１建物に居住用部分と居住用以外の部分がある場合は，(ﾛ)に準ずるものといたします。ただし，アパートと店舗からなる建物等居住用部分と居住用以外の部分の間が固定的な隔壁で明確に区分されている建物の場合は，居住用部分に限り(ｲ)に準ずるものといたします。

(2)　隣接する複数の構内の場合で，それぞれの構内において営む事業の相互の関連性が高いときは，(1)にかかわらず，その隣接する複数の構内を１発電場所または１需要場所とすることがあります。

(3)　道路その他公共の用に供せられる土地((1)に定める構内または(2)に定める隣接する複数の構内を除きます。）において，街路灯等が設置されている場合は，その設置されている場所を１発電場所または１需要場所といたします。

(4)　(1)に定める１構内，(1)イに定める１建物，(2)に定める隣接する複数の構内または(3)に定める設置されている場所（以下「原需要場所等」といいます。）において，災害による被害を防ぐための措置，温室効果ガス等の排出の抑制等のための措置，または電気工作物の設置および運用の合理化のための措置その他の電気の使用者の利益に資する措置にともない必要な設備を新たに使用する際に，当該設備が施設された区域または部分（以下「特例区域等」といいます。）の契約者または発電契約者からの申出がある場合で，次のいずれにも該当するときは，(1)，(2)または(3)にかかわらず，特例区域等を１発電場所または１需要場所といたします。

イ　次の事項について，原需要場所等から特例区域等を除いた区域または部分（以下「非特例区域等」といいます。）の発電者または需要者の承諾をえていること。

(ｲ)　非特例区域等について，(1)，(2)または(3)に準じて発電場所または需要場所を定めること。

(ﾛ)　当社が特例区域等における業務を実施するため，43（発電場所および需要場所への立入りによる業務の実施）に準じて，非特例区域等の発電者または需要者の土地または建物に立ち入らせていただく場合には，正当な理由がない限り，立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただくこと。

ロ　特例区域等と非特例区域等の間が外観上区分されていること。

ハ　特例区域等と非特例区域等の配線設備が相互に分離して施設されていること。

ニ　当社が非特例区域等における業務を実施するため，43（発電場所および需要場所への立入りによる業務の実施）に準じて，特例区域等の発電者または需要者の土地または建物に立ち入らせていただく場合には，正当な理由がない限り，立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただくこと。

ホ　特例区域等を１発電場所または１需要場所とすることが社会的経済的事情に照らし不適当でなく，他の電気の使用者の利益を著しく阻害するおそれがないこと。

15　供給および契約の単位

(1)　当社は，次の場合を除き，１需要場所について１接続送電サービスまた

は１臨時接続送電サービスを適用し，１電気方式，１引込みおよび１計量をもって託送供給を行ない，１発電場所について１系統連系受電サービスを適用（当社が特定契約を締結している場合〔発電契約者が発電者との間で電力受給に関する契約を締結している場合を除きます。〕を除きます。）し，１電気方式，１引込みおよび１計量をもって発電量調整供給を行ないます。

イ　１需要場所につき，(ｲ)および(ﾛ)の２臨時接続送電サービスをあわせて契約する場合，または，次の１臨時接続送電サービス（(ｲ)および(ﾛ)の２臨時接続送電サービスをあわせて契約する場合またはへの場合は，２臨時接続送電サービスといたします。）とこれ以外の１接続送電サービス（ロまたはへの場合は，２接続送電サービスといたします。）とをあわせて契約する場合

(ｲ)　電灯臨時定額接続送電サービスおよび電灯臨時接続送電サービスのうちの１臨時接続送電サービス

(ﾛ)　動力臨時定額接続送電サービスおよび動力臨時接続送電サービスのうちの１臨時接続送電サービス

(ﾊ)　高圧臨時接続送電サービス

(ﾆ)　特別高圧臨時接続送電サービス

ロ　電灯または小型機器と動力とをあわせて使用する需要者に供給する場合で，次の２接続送電サービスをあわせて契約するとき。

(ｲ)　電灯定額接続送電サービス，電灯標準接続送電サービス，電灯時間帯別接続送電サービスおよび電灯従量接続送電サービスのうちの１接続送電サービス

(ﾛ)　動力標準接続送電サービス，動力時間帯別接続送電サービスおよび動力従量接続送電サービスのうちの１接続送電サービス

ハ　共同引込線による引込みで託送供給または発電量調整供給を行なう場合

ニ　予備送電サービスをあわせて契約する場合

ホ　災害による被害を防ぐための措置，温室効果ガス等の排出の抑制等のための措置，または電気工作物の設置および運用の合理化のための措置その他の電気の使用者の利益に資する措置にともない，契約者または発電契約者からの申出がある場合で，当社が技術上，保安上適当と認めたとき。

ヘ　(2)イまたはロにより当社が分割接続供給を行なう場合

ト　その他技術上，経済上やむをえない場合等特別の事情がある場合

(2)　接続供給の場合，当社は，あらかじめ定めた発電契約者または電力広域的運営推進機関が定めた発電契約者および需要場所について，１接続供給契約を結び，１需要バランシンググループを設定いたします。この場合，

それぞれの需要場所は，原則として，１接続供給契約に属するものとし，また，当社は，原則として，１契約者に対して１接続供給契約を結びます。

なお，電気鉄道の場合で，負荷が移動するために同一送電系統に属する２以上の供給地点において常時電気の供給を受ける契約者が希望されるときは，その料金その他の供給条件について複数供給地点を１供給地点とみなすことがあります。

また，当社は，分割接続供給の場合，１需要場所につき，２契約者にそれぞれ１接続供給契約を適用し，原則として２接続送電サービスまたは２臨時接続送電サービスを適用のうえ，１電気方式，１引込みおよび１計量をもって次のいずれかの形態で分割接続供給を行ないます。

イ　当社が，１需要場所において，あらかじめ定めた量の電気の供給を行なう契約者（以下「非需要追随供給者」といいます。）およびそれ以外の電気の供給を行なう契約者（以下「需要追随供給者」といいます。）に分割接続供給を行なう形態

なお，非需要追随供給者への分割接続供給は，次のいずれかの方法で行ないます。

(ｲ)　当社が，通告電力量に応じて分割接続供給を行なう方法

(ﾛ)　当社が，すべての時間帯において，一定の電力量（原則として，19〔接続送電サービス〕(2)イ(ﾍ)ａ，19〔接続送電サービス〕(2)ロまたは20〔臨時接続送電サービス〕(2)ロの非需要追随供給者に係る接続送電サービス契約電力または臨時接続送電サービス契約電力の値を２で除した値をいいます。以下「ベース電力量」といいます。）で分割接続供給を行なう方法

ロ　当社が，１需要場所において，供給時間帯ごとに，それぞれの契約者に分割接続供給を行なう形態

(3)　振替供給の場合，当社は，原則として，あらかじめ定めた発電契約者または電力広域的運営推進機関が定めた発電契約者（発電契約者が複数ある場合は，同一の一般送配電事業者または同一の配電事業者と発電量調整供給契約を締結するものといたします。）および１供給地点（当社以外の一般送配電事業者または配電事業者との接続供給契約ごとに１供給地点とみなします。）について，１振替供給契約を結びます。

(4)　発電量調整供給の場合，当社は，原則として，あらかじめ定めた発電場所（発電場所が複数ある場合は，同一の一般送配電事業者の供給設備に接続するものといたします。）および発電バランシンググループについて，１発電量調整供給契約を結びます。また，当社は，当社が特定契約を締結している場合（発電契約者が発電者との間で電力受給に関する契約を締結している場合を除きます。）を除き，原則として，あらかじめ定めた発電場所

について，１系統連系受電契約を結びます。

なお，低圧の受電地点に係る発電場所および当社または当社の供給区域で事業を営む配電事業者が指定する系統運用上必要な調整機能を有する発電設備等であって別途当社または当社の供給区域で事業を営む配電事業者と調整に関する契約を締結する設備（極短周期成分に対応する周波数制御用の調整機能のみを提供する場合を除きます。以下「調整電源」といいます。）に該当する発電場所は，原則として１発電バランシンググループに属するものといたします。この場合，調整電源に該当する発電場所は，原則として発電場所ごとに発電バランシンググループを設定していただきます。

また，再生可能エネルギー発電設備（再生可能エネルギー特別措置法第２条第２項に定める再生可能エネルギー発電設備をいいます。ただし，特定契約により再生可能エネルギー電気を供給する事業に係る発電設備等に限ります。）の受電地点に係る発電場所が発電バランシンググループに含まれる場合は，次のとおりといたします。

イ　附則３（発電量調整供給契約についての特別措置〔再生可能エネルギー発電設備〕）(5)または(6)に該当する場合で，インバランスリスク単価（再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則〔以下「再生可能エネルギー特別措置法施行規則」といいます。〕に定めるインバランスリスクに係る単価をいいます。）が異なる再生可能エネルギー発電設備をあわせて使用されるときは，同一の特定契約に係って受電する電気のみに係る発電バランシンググループ（以下「特例発電バランシンググループ」といいます。）に含まれる再生可能エネルギー発電設備に適用されるインバランスリスク単価が同一となるように特例発電バランシンググループを設定していただきます。

ロ　附則３（発電量調整供給契約についての特別措置〔再生可能エネルギー発電設備〕）(5)の適用を受ける再生可能エネルギー発電設備の受電地点に係る発電場所は，原則として発電量調整受電計画差対応補給電力料金単価等が異なる複数のバランシンググループに属することはできないものといたします。

ハ　当社または特定送配電事業者の再生可能エネルギー電気卸供給約款にもとづき指定した再生可能エネルギー発電設備から電気を調達する場合，当社または特定送配電事業者の再生可能エネルギー電気卸供給約款にもとづき指定した再生可能エネルギー発電設備とそれ以外の再生可能エネルギー発電設備とが共に含まれないように発電バランシンググループを設定していただきます。この場合，再生可能エネルギー電気卸供給約款に係る発電場所は，１発電量調整供給契約に属するものといたします。

(5)　需要抑制量調整供給の場合，当社は，原則として，あらかじめ定めた需

要場所（ただし，需要場所が複数ある場合は，同一の一般送配電事業者の供給設備に接続するものといたします。また，分割接続供給の場合は，当該需要場所に係る接続供給契約といたします。）および需要抑制バランシンググループについて，１需要抑制量調整供給契約を結びます。

なお，低圧で電気の供給を受ける需要場所および当社または当社の供給区域で事業を営む配電事業者が指定する系統安定上必要な調整機能を有する負荷設備であって別途当社または当社の供給区域で事業を営む配電事業者と調整に関する契約を締結する設備（極短周期成分に対応する周波数制御用の調整機能のみを提供する場合を除きます。以下「調整負荷」といいます。）に該当する需要場所は，１需要抑制バランシンググループに属するものといたします。

また，需要抑制契約者が１需要抑制バランシンググループに係る需要場所を複数とすることを希望される場合は，需要者と電力需給に関する契約等を締結している契約者が同一で，かつ，需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量および需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量の算定方法となる31（電力および電力量の算定）⑭イまたはロが同一となるように需要抑制バランシンググループを設定していただきます。この場合，当該需要場所は複数の需要抑制バランシンググループに属することはできないものといたします。

16　承諾の限界

当社は，法令，電気の需給状況，供給設備の状況，用地事情ならびに料金，この約款によって支払いを要することとなった料金以外の債務（延滞利息，保証金，契約超過金，違約金，工事費負担金その他この約款から生ずる金銭債務〔以下「料金以外の債務」といいます。〕といたします。）および当社と締結する他の契約にもとづく料金等の金銭債務の支払状況その他によってやむをえない場合には，接続供給契約，振替供給契約，発電量調整供給契約，系統連系受電契約または需要抑制量調整供給契約の申込みの全部または一部をお断りすることがあります。この場合は，その理由を契約者，発電契約者，発電者または需要抑制契約者にお知らせいたします。

17　契約書の作成

当社は，契約者，発電契約者または需要抑制契約者との間で，原則として託送供給または電力量調整供給の開始前に，託送供給または電力量調整供給に関する必要な事項について，契約書を作成いたします。

Ⅲ 料　　金

18 料　　金

料金は，次のとおりといたします。

(1) 契約者に係る料金

イ　契約者に係る料金は，ロによって算定された日程等別料金，24（接続対象計画差対応電力）によって算定された接続対象計画差対応補給電力料金および接続対象計画差対応余剰電力料金ならびに26（給電指令時補給電力）(1)によって算定された給電指令時補給電力料金といたします。

ロ　日程等別料金は，19（接続送電サービス）によって算定された接続送電サービス料金，20（臨時接続送電サービス）によって算定された臨時接続送電サービス料金および21（予備送電サービス）によって算定された予備送電サービス料金（以下「送電サービス料金」といいます。ただし，分割接続供給の場合は，33（料金の算定）(12)，(13)または(14)にもとづき料金の調整を行ないます。）のうち，次に定める日が同一となるもの（この場合，当該同一となる日を以下「供給側料金算定日」といいます。）を合計して算定いたします。

(ｲ) 検　針　日

(ﾛ) 電灯定額接続送電サービス，電灯臨時定額接続送電サービスおよび動力臨時定額接続送電サービス（以下「定額接続送電サービス」といいます。）の場合または31（電力および電力量の算定）(27)の場合，その供給地点の属する検針区域の検針日

(ﾊ) 電灯臨時定額接続送電サービスまたは動力臨時定額接続送電サービスで応当日（その供給地点を新たに設定した日に対応する日をいいます。）にもとづき料金算定期間を定める場合，応当日

(ﾆ) 契約者が供給地点を消滅させる場合，消滅日（特別の事情があり，その供給地点の消滅日以降に計量値の確認を行なった場合は，その日といたします。）

(ﾎ) 31（電力および電力量の算定）(32)の場合，電力量または最大需要電力等が協議によって定められた日

(ﾍ) 当社が分割接続供給を行なう供給地点において，いずれかの契約者に係る接続供給契約が消滅した場合，消滅日（特別の事情があり，その接続供給契約の消滅日以降に計量値の確認を行なった場合は，その日といたします。）

(2) 発電契約者に係る料金

発電契約者に係る料金は，23（発電量調整受電計画差対応電力）によって算定された発電量調整受電計画差対応補給電力料金および発電量調整受

電計画差対応余剰電力料金ならびに26（給電指令時補給電力）(2)によって算定された給電指令時補給電力料金といたします。

(3)　発電者に係る料金

イ　発電者に係る料金は，ロによって算定された系統連系受電サービス料金といたします。

ロ　系統連系受電サービス料金は，22（系統連系受電サービス）によって，(ｲ)，(ﾛ)または(ﾊ)に定める日（以下「受電側料金算定日」といいます。）に算定いたします。

(ｲ)　検針日

(ﾛ)　発電契約者が受電地点を消滅させる場合，消滅日（特別の事情があり，その受電地点の消滅日以降に計量値の確認を行なった場合は，その日といたします。）

(ﾊ)　31（電力および電力量の算定）(32)の場合，電力量または最大連系電力等が協議によって定められた日

ただし，その１月の発電設備等に係る供給地点における供給側料金算定日が受電側料金算定日の翌日以降となる場合は供給側料金算定日を受電側料金算定日といたします。

(4)　需要抑制契約者に係る料金

需要抑制契約者に係る料金は，25（需要抑制量調整受電計画差対応電力）によって算定された需要抑制量調整受電計画差対応補給電力料金および需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力料金といたします。

19　接続送電サービス

(1)　適 用 範 囲

小売電気事業，特定送配電事業または自己等への電気の供給の用に供する電気に適用いたします。

(2)　接続送電サービス契約電力等

電灯定額接続送電サービスの適用を受ける場合を除き，接続送電サービス契約電力または接続送電サービス契約容量は，次によって供給地点ごとに定めます。

なお，分割接続供給の場合は，それぞれの契約者に係る接続送電サービス契約電力とあわせて，33（料金の算定）(12)にもとづき料金の調整を行なうために，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用したときの接続送電サービス契約電力を定めます。

イ　低圧で供給する場合，または高圧で供給する場合で，接続送電サービス契約電力（分割接続供給の場合は，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用したときの接続送電サービス契約電力といたします。）が

500キロワット未満となるとき。

(ｲ)　各月の接続送電サービス契約電力は，次の場合を除き，その１月の最大需要電力等と前11月の最大需要電力等のうち，いずれか大きい値といたします。

ａ　新たに接続送電サービスを使用される場合は，料金適用開始の日以降12月の期間の各月の接続送電サービス契約電力は，その１月の最大需要電力等と料金適用開始の日から前月までの最大需要電力等のうち，いずれか大きい値といたします。ただし，新たに接続送電サービスを使用される前から引き続き当社の供給設備を利用される場合には，新たに接続送電サービスを使用される前の電気の供給は，接続送電サービス契約電力の決定上，接続送電サービスによって受けた供給とみなします。

ｂ　需要場所における受電設備を増加される場合等で，増加された日を含む１月の増加された日以降の期間の最大需要電力等の値がその１月の増加された日の前日までの期間の最大需要電力等と前11月の最大需要電力等のうちいずれか大きい値を上回るときは，その１月の増加された日の前日までの期間の接続送電サービス契約電力は，その期間の最大需要電力等と前11月の最大需要電力等のうちいずれか大きい値とし，その１月の増加された日以降の期間の接続送電サービス契約電力は，その期間の最大需要電力等の値といたします。

ｃ　需要場所における受電設備を減少される場合等で，１年を通じての最大需要電力等が減少することが明らかなときは，減少された日を含む１月の減少された日の前日までの期間の接続送電サービス契約電力は，その期間の最大需要電力等と前11月の最大需要電力等のうちいずれか大きい値とし，減少された日以降12月の期間の各月の接続送電サービス契約電力（減少された日を含む１月の減少された日以降の期間については，その期間の接続送電サービス契約電力といたします。）は，需要場所における負荷設備および受電設備の内容，１年間を通じての最大の負荷，同一業種の負荷率，操業度等を基準として，契約者と当社との協議によって定めた値といたします。ただし，減少された日以降12月の期間で，その１月の最大需要電力等と減少された日から前月までの最大需要電力等のうちいずれか大きい値が契約者と当社との協議によって定めた値を上回る場合（減少された日を含む１月の減少された日以降の期間については，その期間の最大需要電力等の値が契約者と当社との協議によって定めた値を上回る場合といたします。）は，接続送電サービス契約電力は，その上回る最大需要電力等の値といたします。

(ﾛ)　低圧で供給する場合で，契約者が電灯または小型機器を使用する需要者に供給し，かつ，契約者が希望されるときの接続送電サービス契約容量（６キロボルトアンペア以上となるときに限ります。）は，(ｲ)にかかわらず，契約主開閉器の定格電流にもとづき，別表３（契約電力および契約容量の算定方法）により算定された値とし，接続送電サービス契約電力に代えて適用いたします。この場合，契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。

なお，当社は，契約主開閉器が制限できる電流を，必要に応じて確認いたします。

(ﾊ)　低圧で供給する場合で，契約者が動力を使用する需要者に供給し，かつ，契約者が希望されるときの接続送電サービス契約電力は，(ｲ)にかかわらず，契約主開閉器の定格電流にもとづき，別表３（契約電力および契約容量の算定方法）により算定された値といたします。この場合，契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。

なお，当社は，契約主開閉器が制限できる電流を，必要に応じて確認いたします。

(ﾆ)　(ｲ)の適用後１年に満たない場合は，(ﾛ)または(ﾊ)を適用いたしません。また，(ﾛ)または(ﾊ)の適用後１年に満たない場合は，(ｲ)を適用いたしません。

(ﾎ)　需要場所における主開閉器（低圧で供給する場合に限ります。），負荷設備または受電設備を変更される場合は，51（契約の変更）に準じて，あらかじめ申し出ていただきます。

(ﾍ)　分割接続供給の場合におけるそれぞれの契約者に係る接続送電サービス契約電力は，次のとおりといたします。

ａ　15（供給および契約の単位）(2)イにより当社が分割接続供給を行なう場合

非需要追随供給者に係る接続送電サービス契約電力は，双方の契約者と当社との協議によって定め，需要追随供給者に係る接続送電サービス契約電力は，31（電力および電力量の算定）(19)ロ(ｲ)または(ﾛ)で定める最大需要電力等を用いて，イ(ｲ)に準じて定めます。

ｂ　15（供給および契約の単位）(2)ロにより当社が分割接続供給を行なう場合

それぞれの契約者に係る接続送電サービス契約電力は，31（電力および電力量の算定）(19)ロ(ﾊ)で定める最大需要電力等を用いて，イ(ｲ)に準じて定めます。

ロ　高圧で供給する場合で，接続送電サービス契約電力（分割接続供給の場合は，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用したときの接続

送電サービス契約電力といたします。）が500キロワット以上となるときまたは特別高圧で供給する場合

接続送電サービス契約電力は，需要場所における負荷設備および受電設備の内容，１年間を通じての最大の負荷，同一業種の負荷率，操業度等を基準として，契約者と当社との協議によって定めます。

なお，新たに接続送電サービスを使用される場合等で，適当と認められるときは，使用開始の日から１年間については，接続送電サービス契約電力がてい増する場合に限り，段階的に定めることがあります。

また，分割接続供給の場合におけるそれぞれの契約者に係る接続送電サービス契約電力は，それぞれの契約者と当社との協議によって定めます。

ハ　イ(ｲ)により接続送電サービス契約電力を定めている供給地点について，最大需要電力等が500キロワット以上となる場合は，接続送電サービス契約電力をロによってすみやかに定めることとし，それまでの間の接続送電サービス契約電力は，イ(ｲ)によって定めます。

ニ　高圧または特別高圧で供給する場合で，需要者の発電設備の検査，補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気をあわせて供給するときの接続送電サービス契約電力は，イ，ロまたはハにかかわらず，当該供給分以外の供給分につきイ，ロまたはハに準じて定めた値に，原則として需要者の発電設備の容量を基準として契約者と当社との協議によって定めた値を加えたものといたします。

また，当該供給分以外の供給分についてイ(ｲ)に準ずる場合で，需要場所における負荷設備または受電設備を変更されるときは，51（契約の変更）に準じて，あらかじめ申し出ていただきます。

なお，この場合，当社は，必要に応じて需要者の発電設備の運転に関する記録を契約者から提出していただきます。

また，分割接続供給の場合で，需要者の発電設備の検査，補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気をあわせて供給するときは，原則として，次のとおりといたします。

(ｲ)　15（供給および契約の単位）(2)イにより当社が分割接続供給を行なう場合

当該供給分の電気の供給は，需要追随供給者へ行なうものといたします。この場合，需要追随供給者に係る接続送電サービス契約電力は，イ，ロまたはハにかかわらず，当該供給分以外の供給分につきイ，ロまたはハに準じて定めた値に，需要者の発電設備の容量を基準として

需要追随供給者と当社との協議によって定めた値を加えたものといたします。

(ﾛ) 15（供給および契約の単位）(2)ロにより当社が分割接続供給を行なう場合

当該供給分の電気の供給は，双方の契約者へ行なうものといたします。この場合，双方の契約者に係る接続送電サービス契約電力は，イ，ロまたはハにかかわらず，当該供給分以外の供給分につきイ，ロまたはハに準じて定めた値に，需要者の発電設備の容量を基準としてそれぞれの契約者と当社との協議によって定めた値（双方の契約者に係る接続送電サービスにおいて，同じ値といたします。）を加えたものといたします。

(3) 接続送電サービス料金

接続送電サービス料金は，供給地点ごとに，供給電圧および接続送電サービスの種別に応じて，次の各項により算定いたします。ただし，１供給地点につき２以上の接続送電サービスをあわせて契約する場合または１接続送電サービスにつき２以上の供給地点となる場合の接続送電サービス料金は，接続送電サービスごとに算定いたします。

なお，分割接続供給の場合は，それぞれの契約者に係る接続送電サービス料金とあわせて，33（料金の算定）(12)にもとづき料金の調整を行なうために，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用したときの接続送電サービス料金を算定いたします。

イ 低圧で供給する場合

(ｲ) 電灯定額接続送電サービス

a 適 用 範 囲

契約者が電灯または小型機器を使用する需要者に供給する場合で，その総容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，各契約負荷設備ごとに別表４〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）が400ボルトアンペア以下であるときに適用いたします。

b 供給電気方式および供給電圧

供給電気方式および供給電圧は，交流単相２線式標準電圧100ボルトまたは200ボルトといたします。ただし，特別の事情がある場合には，交流単相３線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとすることがあります。

c 契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

d　接続送電サービス料金

接続送電サービス料金は，電灯料金および小型機器料金の合計といたします。

(a)　電 灯 料 金

ⅰ　電灯料金は，各契約負荷設備ごとに１月につき次のとおりといたします。

10ワットまでの１灯につき	**38円28銭**
10ワットをこえ20ワットまでの１灯につき	**76円56銭**
20ワットをこえ40ワットまでの１灯につき	**153円12銭**
40ワットをこえ60ワットまでの１灯につき	**229円68銭**
60ワットをこえ100ワットまでの１灯につき	**382円81銭**
100ワットをこえる１灯につき50ワットまでごとに	**191円40銭**

ⅱ　ネオン管灯，けい光灯，水銀灯等は，管灯および付属装置を一括して容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，別表４〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）を算定し，その容量につき１ボルトアンペアを１ワットとみなして電灯料金を適用いたします。

ⅲ　多灯式けい光灯等は，その合計によって容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，別表４〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）を算定し，その容量につき１ボルトアンペアを１ワットとみなして電灯料金を適用いたします。

(b)　小型機器料金

小型機器料金は，各契約負荷設備ごとにその容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，別表４〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）に応じ１月につき次のとおりといたします。

50ボルトアンペアまでの１機器につき	**114円33銭**
50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの１機器につき	**228円68銭**
100ボルトアンペアをこえる１機器につき50ボルトアンペアまでごとに	**114円33銭**

e　そ　の　他

(a)　当社は，必要に応じて電流制限器を取り付けます。

(b)　特別の事情がある場合は，契約者と当社との協議によって，(ﾛ) a (c)，(ﾊ) a または(ﾆ) a にかかわらず，電灯標準接続送電サービス，電灯時間帯別接続送電サービスまたは電灯従量接続送電サービス（自己等への電気の供給の用に供する接続供給の場合に限ります。）を適用することがあります。

(ﾛ)　電灯標準接続送電サービス

a　適 用 範 囲

契約者が電灯または小型機器を使用する需要者に供給する場合で，次のいずれにも該当するときに適用いたします。

(a)　(2)イ(ｲ)により接続送電サービス契約電力を定める場合は接続送電サービス契約電力が原則として50キロワット未満であり，(2)イ(ﾛ)により接続送電サービス契約容量を定める場合は接続送電サービス契約容量が原則として50キロボルトアンペア未満であること。

(b)　１需要場所において，動力標準接続送電サービス，動力時間帯別接続送電サービスまたは動力従量接続送電サービスとあわせて契約する場合は，接続送電サービス契約電力の合計または接続送電サービス契約電力と接続送電サービス契約容量との合計（この場合，１キロボルトアンペアを１キロワットとみなします。）が原則として50キロワット未満であること。

(c)　電灯定額接続送電サービスを適用できないこと。

ただし，契約者が希望され，かつ，電気の使用状態，当社の供給設備の状況等から当社が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めた場合は，(a)および(c)に該当し，かつ，(b)の接続送電サービス契約電力の合計または接続送電サービス契約電力と接続送電サービス契約容量との合計（この場合，１キロボルトアンペアを１キロワットとみなします。）が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合，当社は，需要者の土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

b　供給電気方式および供給電圧

供給電気方式および供給電圧は，交流単相２線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相３線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトといたします。ただし，技術上やむをえない場合には，交流３相３線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

c　接続送電サービス料金

接続送電サービス料金は，基本料金および電力量料金の合計といたします。

(a)　基 本 料 金

基本料金は，１月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。

ⅰ　(2)イ(ｲ)により接続送電サービス契約電力を定める場合

１接続送電サービスにつき最初の接続送電サービス契約電力６キロワットまで	363円00銭
上記をこえる接続送電サービス契約電力１キロワットにつき	121円00銭

ⅱ　(2)イ(ﾛ)により接続送電サービス契約容量を定める場合

１接続送電サービスにつき最初の接続送電サービス契約容量６キロボルトアンペアまで	297円00銭
上記をこえる接続送電サービス契約容量１キロボルトアンペアにつき	99円00銭

(b)　電 力 量 料 金

電力量料金は，その１月の接続供給電力量によって算定いたします。

１キロワット時につき	8円82銭

(ﾊ)　電灯時間帯別接続送電サービス

a　適 用 範 囲

(ﾛ) a の適用範囲に該当し，契約者が希望される場合に適用いたします。

b　供給電気方式および供給電圧

供給電気方式および供給電圧は，交流単相２線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相３線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトといたします。ただし，技術上やむをえない場合には，交流３相３線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

c　接続送電サービス料金

接続送電サービス料金は，基本料金および電力量料金の合計といたします。

(a)　基 本 料 金

基本料金は，１月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。

ⅰ　(2)イ(ｲ)により接続送電サービス契約電力を定める場合

１接続送電サービスにつき最初の接続送電サービス契約電力６キロワットまで	363円00銭
上記をこえる接続送電サービス契約電力１キロワットにつき	121円00銭

ⅱ　(2)イ(ﾛ)により接続送電サービス契約容量を定める場合

１接続送電サービスにつき最初の接続送電サービス契約容量６キロボルトアンペアまで	297円00銭
上記をこえる接続送電サービス契約容量１キロボルトアンペアにつき	99円00銭

(b)　電 力 量 料 金

電力量料金は，その１月の時間帯別の接続供給電力量によって算定いたします。

ⅰ　昼 間 時 間

１キロワット時につき	9円50銭

ⅱ　夜 間 時 間

１キロワット時につき	8円11銭

(ﾆ)　電灯従量接続送電サービス

a　適 用 範 囲

(ﾛ) a の適用範囲に該当し，自己等への電気の供給の用に供するための接続供給の場合で，契約者が希望されるときに適用いたします。

b　供給電気方式および供給電圧

供給電気方式および供給電圧は，交流単相２線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相３線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトといたします。ただし，技術上やむをえない場合には，交流３相３線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

c　接続送電サービス料金

接続送電サービス料金は，その１月の接続供給電力量によって算定いたします。

１キロワット時につき	14円77銭

(ホ)　動力標準接続送電サービス

a　適 用 範 囲

契約者が動力を使用する需要者に供給する場合で，次のいずれにも該当するときに適用いたします。

(a)　接続送電サービス契約電力が原則として50キロワット未満であること。

(b)　１需要場所において，電灯標準接続送電サービス，電灯時間帯別接続送電サービスまたは電灯従量接続送電サービスとあわせて契約する場合は，接続送電サービス契約電力の合計または接続送電サービス契約電力と接続送電サービス契約容量との合計（この場合，１キロボルトアンペアを１キロワットとみなします。）が原則として50キロワット未満であること。

ただし，契約者が希望され，かつ，電気の使用状態，当社の供給設備の状況等から当社が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めた場合は，(a)に該当し，かつ，(b)の接続送電サービス契約電力の合計または接続送電サービス契約電力と接続送電サービス契約容量との合計（この場合，１キロボルトアンペアを１キロワットとみなします。）が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合，当社は，需要者の土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

b　供給電気方式および供給電圧

供給電気方式および供給電圧は，交流３相３線式標準電圧200ボルトといたします。ただし，技術上やむをえない場合には，交流単相２線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相３線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとすることがあります。

c　接続送電サービス料金

接続送電サービス料金は，基本料金および電力量料金の合計といたします。

(a)　基 本 料 金

基本料金は，１月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。

ⅰ　(2)イ(ｲ)により接続送電サービス契約電力を定める場合

接続送電サービス契約電力１キロワットにつき	**554円40銭**

ただし，接続送電サービス契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は，接続送電サービス契約電力が１キロワットの場合の基本料金の半額といたします。

ii　(2)イ(ハ)により接続送電サービス契約電力を定める場合

接続送電サービス契約電力１キロワットにつき	**454円30銭**

ただし，接続送電サービス契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は，接続送電サービス契約電力が１キロワットの場合の基本料金の半額といたします。

(b)　電 力 量 料 金

電力量料金は，その１月の接続供給電力量によって算定いたします。

１キロワット時につき	**5円97銭**

(c)　そ　の　他

接続供給電力量が僅少であるため計量できないことが見込まれる場合等特別の事情がある場合で，当社が適当と認めるときは，基本料金のみといたします。

d　そ　の　他

変圧器，発電設備等その他を介して，電灯または小型機器を使用することはできません。

(ヘ)　動力時間帯別接続送電サービス

a　適 用 範 囲

(ホ) a の適用範囲に該当し，契約者が希望される場合に適用いたします。

b　供給電気方式および供給電圧

供給電気方式および供給電圧は，交流３相３線式標準電圧200ボルトといたします。ただし，技術上やむをえない場合には，交流単相２線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相３線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとすることがあります。

c　接続送電サービス料金

接続送電サービス料金は，基本料金および電力量料金の合計といたします。

(a)　基 本 料 金

基本料金は，１月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。

i　(2)イ(イ)により接続送電サービス契約電力を定める場合

接続送電サービス契約電力１キロワットにつき	**554円40銭**

ただし，接続送電サービス契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は，接続送電サービス契約電力が１キロワットの場合の基本料金の半額といたします。

ii　(2)イ(ハ)により接続送電サービス契約電力を定める場合

接続送電サービス契約電力１キロワットにつき	**454円30銭**

ただし，接続送電サービス契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は，接続送電サービス契約電力が１キロワットの場合の基本料金の半額といたします。

(b)　電 力 量 料 金

電力量料金は，その１月の時間帯別の接続供給電力量によって算定いたします。

i　昼 間 時 間

１キロワット時につき	**6円44銭**

ii　夜 間 時 間

１キロワット時につき	**5円51銭**

(c)　そ　の　他

接続供給電力量が僅少であるため計量できないことが見込まれる場合等特別の事情がある場合で，当社が適当と認めるときは，基本料金のみといたします。

d　そ　の　他

変圧器，発電設備等その他を介して，電灯または小型機器を使用することはできません。

(ト)　動力従量接続送電サービス

a　適 用 範 囲

(ホ) a の適用範囲に該当し，自己等への電気の供給の用に供するための接続供給の場合で，契約者が希望されるときに適用いたします。

b　供給電気方式および供給電圧

供給電気方式および供給電圧は，交流３相３線式標準電圧200ボルトといたします。ただし，技術上やむをえない場合には，交流単相２線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相３線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとすることがあります。

c　接続送電サービス料金

接続送電サービス料金は，その１月の接続供給電力量によって算定いたします。

１キロワット時につき	**15円06銭**

d　そ　の　他

変圧器，発電設備等その他を介して，電灯または小型機器を使用することはできません。

ロ　高圧で供給する場合

(ｲ)　高圧標準接続送電サービス

a　適 用 範 囲

接続送電サービス契約電力（分割接続供給の場合は，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用したときの接続送電サービス契約電力といたします。）が原則として50キロワット以上であり，かつ，2,000キロワット未満である場合に適用いたします。ただし，特別の事情がある場合で，契約者の希望があるときは，接続送電サービス契約電力が50キロワット未満である場合についても適用することがあります。

b　供給電気方式および供給電圧

供給電気方式および供給電圧は，交流３相３線式標準電圧6,000ボルトといたします。

c　接続送電サービス料金

接続送電サービス料金は，基本料金および電力量料金の合計といたします。ただし，基本料金は，ニによって力率割引または割増しをする場合は，力率割引または割増しをしたものといたします。

(a)　基 本 料 金

基本料金は，１月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合（予備送電サービスによって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は，半額といたします。また，当社が分割接続供給を行なう供給地点において，33（料金の算定）(12)にもとづき料金の調整を行なうために算定する，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービスの基本料金は，双方の契約者に係る接続送電サービスをまったく利用しないとき（予備送電サービスによって利用したときを除きます。）に限り，半額といたします。

なお，(2)ニによって接続送電サービス契約電力を定める供給地点において電気を使用された場合で，需要者の発電設備の検査，

補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気をまったく使用しないときは，当該供給分に相当する基本料金は半額といたします。ただし，当社が分割接続供給を行なう供給地点において，33（料金の算定）⑿にもとづき料金の調整を行なうために算定する，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービスにおける当該供給分に相当する基本料金は，双方の契約者に係る接続送電サービスにおいて，需要者の発電設備の検査，補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気をまったく使用しないときに限り，半額といたします。

また，その１月に前月から継続して需要者の発電設備の検査，補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気の供給を受けた期間がある場合で，その期間が前月の当該電気の供給を受けなかった期間を上回らないときは，その期間における当該電気の供給は，前月におけるものとみなします。

接続送電サービス契約電力１キロワットにつき	**712円80銭**

(b) 電 力 量 料 金

電力量料金は，その１月の接続供給電力量によって算定いたします。

１キロワット時につき	**2円01銭**

(ﾛ) 高圧時間帯別接続送電サービス

a 適 用 範 囲

(ｲ) a の適用範囲に該当し，契約者が希望される場合に適用いたします。

b 供給電気方式および供給電圧

供給電気方式および供給電圧は，交流３相３線式標準電圧6,000ボルトといたします。

c 接続送電サービス料金

接続送電サービス料金は，基本料金および電力量料金の合計といたします。ただし，基本料金は，ﾆによって力率割引または割増しをする場合は，力率割引または割増しをしたものといたします。

(a) 基 本 料 金

基本料金は，１月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合（予備送電サービスによって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は，半額といたします。また，当社が分割接続供給を行なう供給地点において，33（料金の算定）⑿にもとづき料金の調整を行なうために算定する，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービスの基本料金は，双方の契約者に係る接続送電サービスをまったく利用しないとき（予備送電サービスによって利用したときを除きます。）に限り，半額といたします。

なお，(2)ニによって接続送電サービス契約電力を定める供給地点において電気を使用された場合で，需要者の発電設備の検査，補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気をまったく使用しないときは，当該供給分に相当する基本料金は半額といたします。ただし，当社が分割接続供給を行なう供給地点において，33（料金の算定）⑿にもとづき料金の調整を行なうために算定する，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービスにおける当該供給分に相当する基本料金は，双方の契約者に係る接続送電サービスにおいて，需要者の発電設備の検査，補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気をまったく使用しないときに限り，半額といたします。

また，その１月に前月から継続して需要者の発電設備の検査，補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気の供給を受けた期間がある場合で，その期間が前月の当該電気の供給を受けなかった期間を上回らないときは，その期間における当該電気の供給は，前月におけるものとみなします。

接続送電サービス契約電力１キロワットにつき	**712円80銭**

(b) 電 力 量 料 金

電力量料金は，その１月の時間帯別の接続供給電力量によって算定いたします。

ⅰ　昼 間 時 間

１キロワット時につき	**2円21銭**

ⅱ　夜 間 時 間

１キロワット時につき	**1円82銭**

(ﾊ)　高圧従量接続送電サービス

a　適 用 範 囲

(ｲ) a の適用範囲に該当し，自己等への電気の供給の用に供するための接続供給の場合で，契約者が希望されるときに適用いたします。

b　供給電気方式および供給電圧

供給電気方式および供給電圧は，交流３相３線式標準電圧6,000ボルトといたします。

c　接続送電サービス料金

接続送電サービス料金は，その１月の接続供給電力量によって算定いたします。

１キロワット時につき	**13円70銭**

ハ　特別高圧で供給する場合

(ｲ)　特別高圧標準接続送電サービス

a　適 用 範 囲

接続送電サービス契約電力（分割接続供給の場合は，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用したときの接続送電サービス契約電力といたします。）が原則として2,000キロワット以上である場合に適用いたします。

b　供給電気方式および供給電圧

供給電気方式は，交流３相３線式とし，供給電圧は，接続送電サービス契約電力（分割接続供給の場合は，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用したときの接続送電サービス契約電力といたします。）に応じて次のとおりといたします。

接続送電サービス 契　約　電　力	10,000キロワット未満	標準電圧 20,000ボルト
	10,000キロワット以上	標準電圧 60,000ボルト

c　接続送電サービス料金

接続送電サービス料金は，基本料金および電力量料金の合計といたします。ただし，基本料金は，ニによって力率割引または割増しをする場合は，力率割引または割増しをしたものといたします。

(a)　基 本 料 金

基本料金は，１月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合（予備送電サービスによって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は，半額といたします。また，当社が分割接続供給を行なう供給地点において，33（料金の算定）⑿にもとづき料金の調整を行なうために算定する，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービスの基本料金は，双方の契約者に係る接続送電サービスをまったく利用しないとき（予備送電サービスによって利用したときを除きます。）に限り，半額といたします。

なお，(2)ニによって接続送電サービス契約電力を定める供給地点において電気を使用された場合で，需要者の発電設備の検査，補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気をまったく使用しないときは，当該供給分に相当する基本料金は半額といたします。ただし，当社が分割接続供給を行なう供給地点において，33（料金の算定）⑿にもとづき料金の調整を行なうために算定する，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービスにおける当該供給分に相当する基本料金は，双方の契約者に係る接続送電サービスにおいて，需要者の発電設備の検査，補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気をまったく使用しないときに限り，半額といたします。

また，その１月に前月から継続して需要者の発電設備の検査，補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気の供給を受けた期間がある場合で，その期間が前月の当該電気の供給を受けなかった期間を上回らないときは，その期間における当該電気の供給は，前月におけるものとみなします。

接続送電サービス契約電力１キロワットにつき	**510円40銭**

(b) 電 力 量 料 金

電力量料金は，その１月の接続供給電力量によって算定いたします。

１キロワット時につき	**77銭**

(ﾛ) 特別高圧時間帯別接続送電サービス

a 適 用 範 囲

(ｲ) a の適用範囲に該当し，契約者が希望される場合に適用いたします。

b 供給電気方式および供給電圧

供給電気方式は，交流３相３線式とし，供給電圧は，接続送電サービス契約電力（分割接続供給の場合は，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用したときの接続送電サービス契約電力といたします。）に応じて次のとおりといたします。

接続送電サービス 契 約 電 力	10,000キロワット未満	標準電圧 20,000ボルト
	10,000キロワット以上	標準電圧 60,000ボルト

c 接続送電サービス料金

接続送電サービス料金は，基本料金および電力量料金の合計といたします。ただし，基本料金は，ニによって力率割引または割増しをする場合は，力率割引または割増しをしたものといたします。

(a) 基 本 料 金

基本料金は，１月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合（予備送電サービスによって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は，半額といたします。また，当社が分割接続供給を行なう供給地点において，33（料金の算定）(12)にもとづき料金の調整を行なうために算定する，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービスの基本料金は，双方の契約者に係る接続送電サービスをまったく利用しないとき（予備送電サービスによって利用したときを除きます。）に限り，半額といたします。

なお，(2)ニによって接続送電サービス契約電力を定める供給地点において電気を使用された場合で，需要者の発電設備の検査，補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気をまったく使用しないときは，

当該供給分に相当する基本料金は半額といたします。ただし，当社が分割接続供給を行なう供給地点において，33（料金の算定）⑿にもとづき料金の調整を行なうために算定する，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービスにおける当該供給分に相当する基本料金は，双方の契約者に係る接続送電サービスにおいて，需要者の発電設備の検査，補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気をまったく使用しないときに限り，半額といたします。

また，その１月に前月から継続して需要者の発電設備の検査，補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気の供給を受けた期間がある場合で，その期間が前月の当該電気の供給を受けなかった期間を上回らないときは，その期間における当該電気の供給は，前月におけるものとみなします。

接続送電サービス契約電力１キロワットにつき	**510円40銭**

(b)　電 力 量 料 金

電力量料金は，その１月の時間帯別の接続供給電力量によって算定いたします。

ｉ　昼 間 時 間

１キロワット時につき	**78銭**

ⅱ　夜 間 時 間

１キロワット時につき	**76銭**

(ﾊ)　特別高圧従量接続送電サービス

a　適 用 範 囲

(ｲ) a の適用範囲に該当し，自己等への電気の供給の用に供するための接続供給の場合で，契約者が希望されるときに適用いたします。

b　供給電気方式および供給電圧

供給電気方式は，交流３相３線式とし，供給電圧は，接続送電サービス契約電力に応じて次のとおりといたします。

接続送電サービス 契　約　電　力	10,000キロワット未満	標準電圧 20,000ボルト
	10,000キロワット以上	標準電圧 60,000ボルト

c　接続送電サービス料金

接続送電サービス料金は，その１月の接続供給電力量によって算定いたします。

１キロワット時につき	**9円14銭**

ニ　力率割引および割増し

高圧または特別高圧で供給する場合の力率割引および割増しは，次のとおりといたします。

(ｲ)　力率は，供給地点ごとに，その１月のうち毎日午前８時から午後10時までの時間における平均力率（瞬間力率が進み力率となる場合には，その瞬間力率は，100パーセントといたします。）といたします。この場合，平均力率は，別表５（平均力率の算定）によるものといたします。

なお，まったく電気を使用しないその１月の力率は，85パーセントとみなします。

(ﾛ)　分割接続供給の場合は，33（料金の算定）(12)にもとづき料金の調整を行なうために，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用したときの供給地点ごとの力率を，(ｲ)に準じて算定いたします。また，それぞれの契約者に係る接続送電サービスの力率は，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用した場合の力率と同一の値といたします。ただし，その供給地点において，いずれかの契約者に係る接続送電サービスをまったく利用しない場合は，当該接続送電サービスについては，その１月の力率を85パーセントとみなします。

(ﾊ)　力率が，85パーセントを上回る場合は，その上回る１パーセントにつき，基本料金（(2)ニによって接続送電サービス契約電力を定める供給地点において，需要者の発電設備の検査，補修または事故〔停電による停止等を含みます。〕により生じた不足電力の補給にあてるための電気をまったく使用しない場合は，当該供給分以外の供給分に相当する基本料金といたします。）を１パーセント割引し，85パーセントを下

回る場合は，その下回る１パーセントにつき，基本料金（(2)ニによって接続送電サービス契約電力を定める供給地点において，需要者の発電設備の検査，補修または事故〔停電による停止等を含みます。〕により生じた不足電力の補給にあてるための電気をまったく使用しない場合は，当該供給分以外の供給分に相当する基本料金といたします。）を１パーセント割増しいたします。

ホ　そ　の　他

(ｲ)　接続送電サービス料金の計算における合計金額の単位は，１円とし，その端数は，切り捨てます。

(ﾛ)　電灯時間帯別接続送電サービス，動力時間帯別接続送電サービス，高圧時間帯別接続送電サービスまたは特別高圧時間帯別接続送電サービス（以下「時間帯別接続送電サービス」といいます。）の適用後１年に満たない場合は，電灯標準接続送電サービス，動力標準接続送電サービス，高圧標準接続送電サービスもしくは特別高圧標準接続送電サービス（以下「標準接続送電サービス」といいます。）または電灯従量接続送電サービス，動力従量接続送電サービス，高圧従量接続送電サービスもしくは特別高圧従量接続送電サービス（以下「従量接続送電サービス」といいます。）を適用いたしません。また，従量接続送電サービスの適用後１年に満たない場合は，標準接続送電サービスまたは時間帯別接続送電サービスを適用いたしません。

(ﾊ)　時間帯別接続送電サービスまたは従量接続送電サービスから標準接続送電サービスに変更された後１年に満たない場合は，時間帯別接続送電サービスまたは従量接続送電サービスを適用いたしません。

(ﾆ)　33（料金の算定）(12)にもとづき料金の調整を行なうための，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービスの種別を定めた後１年に満たないときの取扱いは，(ﾛ)および(ﾊ)に準ずるものといたします。

(ﾎ)　(2)ニによって接続送電サービス契約電力を定める供給地点において，需要者の発電設備の検査，補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気を使用される場合は，使用開始の時刻と使用休止の時刻とをあらかじめ契約者から当社に通知していただきます。ただし，事故その他やむをえない場合は，使用開始後すみやかに契約者から当社に通知していただきます。

(ﾍ)　当社は，必要に応じて，需要者の発電設備の運転に関する記録を契約者から提出していただきます。

(4)　１年を通じての最大需要電力等が夜間時間に発生する場合の取扱い

高圧または特別高圧で供給する場合で，需要者が昼間時間から夜間時間

への負荷移行を行なった結果，１年を通じての最大需要電力等が夜間時間に発生し，かつ，契約者が標準接続送電サービスまたは時間帯別接続送電サービスの適用を受け，契約者と当社との協議がととのったときのその供給地点の各月の接続送電サービス料金は，(3)によって算定された金額から，イによって算定された金額（以下「ピークシフト割引額」といいます。）を差し引いたものといたします。

イ　ピークシフト割引額

ピークシフト割引額は，１月につき次の式により算定された金額といたします。ただし，まったく電気を使用しない場合（予備送電サービスによって電気を使用した場合を除きます。）のピークシフト割引額は，半額といたします。

ピークシフト割引額　＝　次に定める割引単価　×　ロのピークシフト電力

ピークシフト電力１キロワットにつき	高圧で供給する場合	**534円60銭**
	特別高圧で供給する場合	**382円80銭**

ロ　ピークシフト電力

ピークシフト電力は，需要者の負荷移行により昼間時間から夜間時間に移行された増分電力をいい，その需要者の接続送電サービス契約電力からその需要者の１年を通じての昼間時間における接続供給電力の最大値を差し引いた値を上限として，夜間時間に移行する負荷設備の容量（キロワット）等にもとづき，あらかじめ契約者と当社との協議によって定めます。

なお，分割接続供給の場合は，それぞれの契約者に係るピークシフト電力とあわせて，33（料金の算定）⑿にもとづき料金の調整を行なうために，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用したときのピークシフト電力を，あらかじめ双方の契約者と当社との協議によって定めます。

また，各月の昼間時間における接続供給電力の最大値の実績等から，ピークシフト電力が不適当と認められる場合には，すみやかにピークシフト電力を適正なものに変更していただきます。

ハ　１年を通じて夜間時間に最大需要電力等が発生しないことが明らかになった場合等については，本取扱いの適用をただちに解消いたします。

なお，それが本取扱い適用後１年に満たない場合は，既に適用したピークシフト割引額の合計金額を本取扱いの適用が解消された月の接続送電サービス料金に加算したものをその月の接続送電サービス料金として

算定いたします。

20　臨時接続送電サービス

(1)　適 用 範 囲

契約使用期間が１年未満の場合において，小売電気事業，特定送配電事業または自己等への電気の供給の用に供する電気に適用いたします。ただし，毎年，一定期間を限り，反復使用するものには適用いたしません。

(2)　臨時接続送電サービス契約電力等

電灯臨時定額接続送電サービスの適用を受ける場合を除き，臨時接続送電サービス契約容量または臨時接続送電サービス契約電力は，次によって供給地点ごとに定めます。

なお，分割接続供給の場合は，それぞれの契約者に係る臨時接続送電サービス契約電力とあわせて，33（料金の算定）(13)にもとづき料金の調整を行なうために，１供給地点につき，１臨時接続送電サービスを適用したときの臨時接続送電サービス契約電力を定めます。

イ　低圧で供給する場合

(イ)　契約者が電灯または小型機器を使用する需要者に供給する場合

次により，臨時接続送電サービス契約容量を定めます。

a　臨時接続送電サービス契約容量は，契約負荷設備の総容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，各契約負荷設備ごとに別表４〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）に次の係数を乗じてえた値といたします。ただし，差込口の数と電気機器の数が異なる場合等特別の事情がある場合は，別表６（契約負荷設備の総容量の算定）によって総容量を定めます。

最初の６キロボルトアンペアにつき	95パーセント
次の14キロボルトアンペアにつき	85パーセント
次の30キロボルトアンペアにつき	75パーセント
50キロボルトアンペアをこえる部分につき	65パーセント

b　契約者が契約主開閉器により臨時接続送電サービス契約容量（６キロボルトアンペア以上となる場合に限ります。）を定めることを希望される場合には，臨時接続送電サービス契約容量は，ａにかかわらず，契約主開閉器の定格電流にもとづき，別表３（契約電力および契約容量の算定方法）により算定された値といたします。この場合，契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。

なお，当社は，契約主開閉器が制限できる電流を，必要に応じて

確認いたします。

c　特別の事情がある場合には，臨時接続送電サービス契約容量は，aにかかわらず，契約者と当社との協議によって定めた値とすることがあります。

(ﾛ)　契約者が動力を使用する需要者に供給する場合

次により，臨時接続送電サービス契約電力を定めます。

a　臨時接続送電サービス契約電力は，契約負荷設備の各入力（出力で表示されている場合等は，別表４〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）についてそれぞれ次の(a)の係数を乗じてえた値の合計に(b)の係数を乗じてえた値といたします。ただし，電気機器の試験用に電気を使用される場合等特別の事情がある場合は，その回路において使用される最大電流を制限できるしゃ断器その他の適当な装置を契約者または需要者に施設していただき，その容量を当該回路において使用される契約負荷設備の入力とみなします。この場合，その容量は別表３（契約電力および契約容量の算定方法）に準じて算定し，(b)の係数を乗じないものといたします。

(a)　契約負荷設備のうち

最大の入力のものから	最初の２台の入力につき	100パーセント
	次の２台の入力につき	95パーセント
	上記以外のものの入力につき	90パーセント

(b)　(a)によってえた値の合計のうち

最初の６キロワットにつき	100パーセント
次の14キロワットにつき	90パーセント
次の30キロワットにつき	80パーセント
50キロワットをこえる部分につき	70パーセント

b　契約者が契約主開閉器により臨時接続送電サービス契約電力を定めることを希望される場合には，臨時接続送電サービス契約電力は，aにかかわらず，契約主開閉器の定格電流にもとづき，別表３（契約電力および契約容量の算定方法）により算定された値といたします。この場合，契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。

なお，当社は，契約主開閉器が制限できる電流を，必要に応じて確認いたします。

ロ　高圧または特別高圧で供給する場合

需要場所において使用される負荷設備および受電設備の内容，同一業種の負荷率，操業度等を基準として，契約者と当社との協議により供給地点ごとに臨時接続送電サービス契約電力（分割接続供給の場合は，１供給地点につき，１臨時接続送電サービスを適用したときの臨時接続送電サービス契約電力といたします。）を定めます。

なお，分割接続供給の場合におけるそれぞれの契約者に係る臨時接続送電サービス契約電力は，それぞれの契約者と当社との協議によって定めます。

(3)　臨時接続送電サービス料金

臨時接続送電サービス料金は，供給地点ごとに，供給電圧および臨時接続送電サービスの種別に応じて，次の各項により算定いたします。

なお，分割接続供給の場合は，それぞれの契約者に係る臨時接続送電サービス料金とあわせて，33（料金の算定）(13)にもとづき料金の調整を行なうために，１供給地点につき，１臨時接続送電サービスを適用したときの臨時接続送電サービス料金を算定いたします。

イ　低圧で供給する場合

(イ)　電灯臨時定額接続送電サービス

a　適 用 範 囲

契約者が電灯または小型機器を使用する需要者に供給する場合で，その総容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，各契約負荷設備ごとに別表４〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）が３キロボルトアンペア以下であるときに適用いたします。

b　供給電気方式および供給電圧

供給電気方式および供給電圧は，交流単相２線式標準電圧100ボルトまたは交流単相３線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトといたします。ただし，技術上やむをえない場合には，交流単相２線式標準電圧200ボルトまたは交流３相３線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

c　臨時接続送電サービス料金

臨時接続送電サービス料金は，契約負荷設備の総容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，各契約負荷設備ごとに別表４〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）によって１日につき次のとおりといたします。

総容量が50ボルトアンペアまでの場合	**3円39銭**
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	**6円79銭**
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	**6円79銭**
総容量が500ボルトアンペアをこえ１キロボルトアンペアまでの場合	**67円87銭**
総容量が１キロボルトアンペアをこえ３キロボルトアンペアまでの場合１キロボルトアンペアまでごとに	**67円87銭**

(ﾛ) 電灯臨時接続送電サービス

a 適 用 範 囲

契約者が電灯または小型機器を使用する需要者に供給する場合で，次のいずれにも該当するときに適用いたします。

(a) 臨時接続送電サービス契約容量が原則として50キロボルトアンペア未満であること。

(b) 電灯臨時定額接続送電サービスを適用できないこと。

b 供給電気方式および供給電圧

供給電気方式および供給電圧は，交流単相２線式標準電圧100ボルトまたは交流単相３線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトといたします。ただし，技術上やむをえない場合には，交流単相２線式標準電圧200ボルトまたは交流３相３線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

c 臨時接続送電サービス料金

臨時接続送電サービス料金は，基本料金および電力量料金の合計といたします。

(a) 基 本 料 金

基本料金は，１月につき19（接続送電サービス）(3)イ(ﾛ) c (a) ⅱにおいて適用される該当基本料金率の10パーセントを割増ししたものを適用いたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。

(b) 電 力 量 料 金

電力量料金は，その１月の接続供給電力量によって算定いたします。

１キロワット時につき	**9円70銭**

(ハ)　動力臨時定額接続送電サービス

a　適 用 範 囲

契約者が動力を使用する需要者に供給する場合で，臨時接続送電サービス契約電力が５キロワット以下であるときに適用いたします。

b　供給電気方式および供給電圧

供給電気方式および供給電圧は，交流３相３線式標準電圧200ボルトといたします。ただし，技術上やむをえない場合には，交流単相２線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相３線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとすることがあります。

c　臨時接続送電サービス料金

臨時接続送電サービス料金は，次のとおりといたします。ただし，臨時接続送電サービス契約電力が0.5キロワットの場合の臨時接続送電サービス料金は，臨時接続送電サービス契約電力が１キロワットの場合の該当料金の半額といたします。

臨時接続送電サービス契約電力１キロワット１日につき	**99円69銭**

d　そ　の　他

当社が適当と認める場合には，動力臨時接続送電サービスを適用することがあります。

(ニ)　動力臨時接続送電サービス

a　適 用 範 囲

契約者が動力を使用する需要者に供給する場合で，臨時接続送電サービス契約電力が原則として５キロワットをこえ，50キロワット未満であるときに適用いたします。

b　供給電気方式および供給電圧

供給電気方式および供給電圧は，交流３相３線式標準電圧200ボルトといたします。ただし，技術上やむをえない場合には，交流単相２線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相３線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとすることがあります。

c　臨時接続送電サービス料金

臨時接続送電サービス料金は，基本料金および電力量料金の合計といたします。

(a)　基 本 料 金

基本料金は，１月につき19（接続送電サービス）(3)イ(ホ) c (a) ⅱにおいて適用される該当基本料金率の20パーセントを割増ししたものを適用いたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。

(b) 電 力 量 料 金

電力量料金は，その１月の接続供給電力量によって算定いたします。

１キロワット時につき	**7円16銭**

ロ 高圧で供給する場合

臨時接続送電サービスの種別は，高圧臨時接続送電サービスといたします。

(ｲ) 適 用 範 囲

臨時接続送電サービス契約電力（分割接続供給の場合は，１供給地点につき，１臨時接続送電サービスを適用したときの臨時接続送電サービス契約電力といたします。）が原則として50キロワット以上であり，かつ，2,000キロワット未満である場合に適用いたします。

(ﾛ) 供給電気方式および供給電圧

供給電気方式および供給電圧は，交流３相３線式標準電圧6,000ボルトといたします。

(ﾊ) 臨時接続送電サービス料金

臨時接続送電サービス料金は，基本料金および電力量料金の合計といたします。ただし，基本料金は，ニによって力率割引または割増しをする場合は，力率割引または割増しをしたものといたします。

a 基 本 料 金

基本料金は，１月につき19（接続送電サービス）(3)ロ(ｲ) c (a)において適用される該当基本料金率の20パーセントを割増ししたものを適用いたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。また，当社が分割接続供給を行なう供給地点において，33（料金の算定）(13)にもとづき料金の調整を行なうために算定する，１供給地点につき，１臨時接続送電サービスを適用した場合の臨時接続送電サービスの基本料金は，双方の契約者に係る臨時接続送電サービスをまったく利用しないときに限り，半額といたします。

b 電 力 量 料 金

電力量料金は，その１月の接続供給電力量によって算定いたします。

１キロワット時につき	**2円41銭**

ハ　特別高圧で供給する場合

臨時接続送電サービスの種別は，特別高圧臨時接続送電サービスといたします。

(ｲ)　適 用 範 囲

臨時接続送電サービス契約電力（分割接続供給の場合は，１供給地点につき，１臨時接続送電サービスを適用したときの臨時接続送電サービス契約電力といたします。）が原則として2,000キロワット以上である場合に適用いたします。

(ﾛ)　供給電気方式および供給電圧

供給電気方式は，交流３相３線式とし，供給電圧は，臨時接続送電サービス契約電力（分割接続供給の場合は，１供給地点につき，１臨時接続送電サービスを適用したときの臨時接続送電サービス契約電力といたします。）に応じて次のとおりといたします。

臨時接続送電サービス契約電力	10,000キロワット未満	標準電圧 20,000ボルト
	10,000キロワット以上	標準電圧 60,000ボルト

(ﾊ)　臨時接続送電サービス料金

臨時接続送電サービス料金は，基本料金および電力量料金の合計といたします。ただし，基本料金は，ニによって力率割引または割増しをする場合は，力率割引または割増しをしたものといたします。

ａ　基 本 料 金

基本料金は，１月につき19（接続送電サービス）(3)ハ(ｲ) c (a)において適用される該当基本料金率の20パーセントを割増ししたものを適用いたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。また，当社が分割接続供給を行なう供給地点において，33（料金の算定）(13)にもとづき料金の調整を行なうために算定する，１供給地点につき，１臨時接続送電サービスを適用した場合の臨時接続送電サービスの基本料金は，双方の契約者に係る臨時接続送電サービスをまったく利用しないときに限り，半額といたします。

ｂ　電 力 量 料 金

電力量料金は，その１月の接続供給電力量によって算定いたします。

１キロワット時につき	**92銭**

ニ　力率割引および割増し

高圧または特別高圧で供給する場合の力率割引および割増しは，19（接続送電サービス）(3)ニに準じて適用いたします。

ホ　そ　の　他

臨時接続送電サービス料金の計算における合計金額の単位は，１円とし，その端数は，切り捨てます。

(4)　そ　の　他

イ　当社は，原則として供給設備を常置いたしません。

ロ　契約使用期間満了後さらに継続して臨時接続送電サービスを利用することを希望される場合で，契約使用期間満了の日の翌日から新たに定める契約使用期間満了の日までが１年未満となるときは，臨時接続送電サービスを適用いたします。

ハ　その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，19（接続送電サービス）に準ずるものといたします。ただし，19（接続送電サービス）(4)は，適用いたしません。

21　予備送電サービス

(1)　適 用 範 囲

高圧または特別高圧で受電または供給する場合で，19（接続送電サービス）を利用される契約者または発電契約者が，受電地点および供給地点ごとに予備電線路の利用を希望される次の場合に適用いたします。

イ　予備送電サービスＡ

常時利用変電所から常時利用と同位の電圧で利用する場合

ロ　予備送電サービスＢ

常時利用変電所以外の変電所を利用する場合または常時利用変電所から常時利用と異なった電圧（高圧および特別高圧に限ります。）で利用する場合

(2)　予備送電サービス契約電力

予備送電サービス契約電力は，受電地点については当該受電地点における契約受電電力の値，供給地点については当該供給地点における接続送電サービス契約電力の値とし，受電地点および供給地点ごとに定めます。ただし，契約者または発電契約者に特別の事情がある場合で，契約者または発電契約者が契約受電電力または接続送電サービス契約電力の値と異なる予備送電サービス契約電力を希望されるときの予備送電サービス契約電力は，発電場所における発電設備等の出力および負荷の実情ならびに需要場所における１年間を通じての最大の負荷等負荷の実情に応じて，契約者または発電契約者と当社との協議により，受電地点および供給地点ごとに定

めます。この場合の予備送電サービス契約電力は，原則として50キロワットを下回らないものといたします。

(3)　予備送電サービス料金

予備送電サービス料金は，供給地点ごとに，予備送電サービスの利用の有無にかかわらず，１月につき次のとおりといたします。

なお，供給地点における予備送電サービスによって使用した電気の電力量は，接続送電サービスによって使用した電気の電力量とみなします。

また，特別高圧で常時利用される供給地点で，高圧で予備送電サービスを利用される場合には，予備送電サービスの供給電圧は，常時利用される電圧と同位の電圧とみなします。この場合，予備送電サービス契約電力および予備送電サービスによって使用した電気の電力量は，予備送電サービス料金および接続送電サービス料金の算定上，常時利用される電圧と同位の電圧にするために修正したものといたします。

イ　予備送電サービスＡ

予備送電サービス契約電力 １キロワットにつき	高圧で供給する場合	**85円80銭**
	特別高圧で供給する場合	**78円10銭**

ロ　予備送電サービスＢ

予備送電サービス契約電力 １キロワットにつき	高圧で供給する場合	**121円00銭**
	特別高圧で供給する場合	**130円90銭**

(4)　力率割引および割増し

力率割引および割増しはいたしません。ただし，19（接続送電サービス）(3)ニの力率割引および割増しの適用上，供給地点における予備送電サービスによって使用した電気の電力量は，原則として接続送電サービスによって使用した電気の電力量とみなします。

(5)　そ　の　他

イ　予備送電サービス料金の計算における合計金額の単位は，１円とし，その端数は，切り捨てます。

ロ　受電地点の予備送電サービスは，他の発電量調整供給契約等と共用することができます。

ハ　当社が分割接続供給を行なう供給地点において，予備電線路の利用を希望される場合は，原則として，それぞれの契約者が適用している接続送電サービスごとに予備送電サービスを適用するものとし，それぞれの

契約者に係る予備送電サービスの取扱いは，(1)，(2)，(3)，(4)，(5)イおよび(5)ロに準ずるものといたします。また，この場合は，33（料金の算定）⑭にもとづき料金の調整を行なうために，１供給地点につき，１予備送電サービスを適用したときの予備送電サービス料金をあわせて算定するものとし，当該予備送電サービスの取扱いは，(1)，(2)，(3)，(4)，(5)イおよび(5)ロに準ずるものといたします。

22　系統連系受電サービス

(1)　適 用 範 囲

小売電気事業，当社以外の一般送配電事業，特定送配電事業または自己等への電気の供給の用に供するために当社が受電する電気に適用いたします。ただし，当社との特定契約に係る電気には適用いたしません。

(2)　系統連系受電課金対象電力

各月の系統連系受電課金対象電力は，次によって受電地点ごとに，発電バランシンググループごとに定めます。

イ　発電場所が１発電バランシンググループに属している場合

(イ)　発電設備等に係る供給地点において電灯定額接続送電サービスが適用されている場合

系統連系受電課金対象電力は，同時最大受電電力といたします。

(ロ)　(イ)以外の場合

系統連系受電課金対象電力は，同時最大受電電力から発電設備等に係る供給地点におけるその１月の接続送電サービス契約電力（発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は，１接続送電サービスを適用したときのその１月の接続送電サービス契約電力といたします。）を差し引いた値といたします。ただし，差し引いた値が零を下回る場合の系統連系受電課金対象電力は，零といたします。

ロ　発電場所が複数の発電バランシンググループに属している場合

(イ)　発電設備等に係る供給地点において電灯定額接続送電サービスが適用されている場合

発電バランシンググループごとの系統連系受電課金対象電力は，同時最大受電電力を契約受電電力の比であん分してえた値といたします。

(ロ)　(イ)以外の場合

発電バランシンググループごとの系統連系受電課金対象電力は，同時最大受電電力を契約受電電力の比であん分してえた値から，発電設備等に係る供給地点のその１月の接続送電サービス契約電力（発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は，１

接続送電サービスを適用したときのその１月の接続送電サービス契約電力といたします。）を契約受電電力の比であん分してえた値を差し引いた値といたします。ただし，差し引いた値が零を下回る場合の系統連系受電課金対象電力は，零といたします。

ハ　イおよびロにおいて，系統連系受電課金対象電力の算定上，次のものについても接続送電サービス契約電力１キロワットとみなします。

(ｲ)　臨時接続送電サービス契約電力（発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は，１臨時接続送電サービスを適用したときの臨時接続送電サービス契約電力といたします。）１キロワット

(ﾛ)　接続送電サービス契約容量または臨時接続送電サービス契約容量１キロボルトアンペア

(ﾊ)　電灯臨時定額接続送電サービスにおける契約負荷設備の総容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，各契約負荷設備ごとに別表４〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）１キロボルトアンペア

ただし，電灯臨時定額接続送電サービスにおける契約負荷設備の総容量の端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。

(ﾆ)　附則２（揚水発電設備等が設置された需要場所に接続供給を行なう場合の特別措置）の適用を受けている場合の接続供給課金対象電力（揚水発電設備または蓄電池〔以下「揚水発電設備等」といいます。〕に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は，１接続送電サービスまたは１臨時接続送電サービスを適用したときの接続供給課金対象電力といたします。）１キロワット

(3)　系統連系受電サービス料金

系統連系受電サービス料金は，受電地点ごとに，発電バランシンググループごとに算定された基本料金および電力量料金の合計から系統設備効率化割引額を差し引いたものといたします。

イ　基 本 料 金

基本料金は，１月につき次のとおりといたします。ただし，まったく発電または放電しない場合（他の発電量調整供給契約等と同一計量する場合等は，その１月のすべての発電量調整供給等に係る発電量調整受電電力量等が零であるときに限ります。）の基本料金は，半額といたします。

系統連系受電課金対象電力１キロワットにつき	**92円73銭**

ロ　電力量料金

電力量料金は，その１月の発電量調整受電電力量によって算定いたします。

１キロワット時につき	**25 銭**

ハ　系統設備効率化割引

系統設備効率化割引は，基幹系統設備効率化および送電ロス削減割引（以下「系統設備効率化割引Ａ」といいます。）および特別高圧系統設備効率化割引（以下「系統設備効率化割引Ｂ」といいます。）とし，受電地点ごとに，発電バランシンググループごとに，次により算定いたします。

(ｲ)　適　　用

ａ　系統設備効率化割引Ａ

受電地点について当社が選定した変電所等（以下「連系変電所等」といいます。）が割引対象変電所等（別表２〔系統設備効率化割引の対象変電所等〕(1)に定める割引区分Ａ－１，Ａ－２またはＡ－３に該当する変電所等といたします。）の場合に適用いたします。

なお，連系変電所等は，あらかじめ発電者にお知らせいたします。

ｂ　系統設備効率化割引Ｂ

低圧または高圧で受電する場合で，連系変電所等が割引対象変電所等（別表２〔系統設備効率化割引の対象変電所等〕(1)に定める割引区分Ｂ－１またはＢ－２に該当する変電所等といたします。）のときに適用いたします。

なお，連系変電所等は，あらかじめ発電者にお知らせいたします。

(ﾛ)　系統設備効率化割引単価

系統設備効率化割引単価は，ａの系統設備効率化割引Ａ単価およびｂの系統設備効率化割引Ｂ単価を合計した値といたします。

ａ　系統設備効率化割引Ａ単価

系統設備効率化割引Ａに係る単価とし，１月につき次のとおりといたします。

(a)　受電電圧が標準電圧100,000ボルトをこえる場合

	連系変電所等	単　　価
系統連系受電課金対象電力１キロワットにつき	別表２（系統設備効率化割引の対象変電所等）(1)の割引区分Ａ－１の場合	**46円92銭**
	別表２（系統設備効率化割引の対象変電所等）(1)の割引区分Ａ－２の場合	**7円34銭**
	別表２（系統設備効率化割引の対象変電所等）(1)の割引区分Ａ－３の場合	**3円66銭**

(b)　(a)以外の場合

	連系変電所等	単　　価
系統連系受電課金対象電力１キロワットにつき	別表２（系統設備効率化割引の対象変電所等）(1)の割引区分Ａ－１の場合	**46円92銭**
	別表２（系統設備効率化割引の対象変電所等）(1)の割引区分Ａ－２の場合	**14円66銭**
	別表２（系統設備効率化割引の対象変電所等）(1)の割引区分Ａ－３の場合	**7円34銭**

b　系統設備効率化割引Ｂ単価

系統設備効率化割引Ｂに係る単価とし，１月につき次のとおりといたします。

	連系変電所等	単　　価
系統連系受電課金対象電力１キロワットにつき	別表２（系統設備効率化割引の対象変電所等）(1)の割引区分Ｂ－１の場合	**39円97銭**
	別表２（系統設備効率化割引の対象変電所等）(1)の割引区分Ｂ－２の場合	**10円40銭**

(ﾊ)　系統設備効率化割引額

系統設備効率化割引額は，(2)の系統連系受電課金対象電力に(ﾛ)の系統設備効率化割引単価を乗じてえた金額といたします。ただし，まったく発電または放電しない場合（他の発電量調整供給契約等と同一計量する場合等は，その１月のすべての発電量調整供給等に係る発電量調整受電電力量等が零であるときに限ります。）の系統設備効率化割引額は，半額といたします。

ニ　そ　の　他

系統連系受電サービス料金の計算における合計金額の単位は，１円とし，その端数は，切り捨てます。

23　発電量調整受電計画差対応電力

(1)　適　　用

発電バランシンググループにおいて，39（給電指令の実施等）(5)または(6)により補給される電気を使用されていないときに適用いたします。

(2)　発電量調整受電計画差対応電力

イ　発電量調整受電計画差対応補給電力

(ｲ)　適 用 範 囲

30分ごとの発電量調整受電電力量が，その30分の発電量調整受電計画電力量を下回る場合に生じた不足電力の補給にあてるための電気に適用いたします。

(ﾛ)　発電量調整受電計画差対応補給電力料金

発電量調整受電計画差対応補給電力料金は，30分ごとの発電量調整受電計画差対応補給電力量に(ﾊ)の発電量調整受電計画差対応補給電力

料金単価を適用してえられる金額のその１月の合計といたします。

(ﾊ)　発電量調整受電計画差対応補給電力料金単価

発電量調整受電計画差対応補給電力料金単価は，一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則（以下「託送供給等約款料金算定規則」といいます。）第27条にもとづきインバランス料金として算定される金額に消費税等相当額（消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。）を加えた金額とし，当社が30分ごとに設定するものといたします。

ﾛ　発電量調整受電計画差対応余剰電力

(ｲ)　適 用 範 囲

30分ごとの発電量調整受電電力量が，その30分の発電量調整受電計画電力量を上回る場合の送電超過分電力について，当社が購入する電気に適用いたします。

(ﾛ)　発電量調整受電計画差対応余剰電力料金

発電量調整受電計画差対応余剰電力料金は，30分ごとの発電量調整受電計画差対応余剰電力量に(ﾊ)の発電量調整受電計画差対応余剰電力料金単価を適用してえられる金額のその１月の合計といたします。

(ﾊ)　発電量調整受電計画差対応余剰電力料金単価

発電量調整受電計画差対応余剰電力料金単価は，託送供給等約款料金算定規則第27条にもとづきインバランス料金として算定される金額に消費税等相当額を加えた金額とし，当社が30分ごとに設定するものといたします。

24　接続対象計画差対応電力

(1)　適　　用

39（給電指令の実施等）(4)により補給される電気を使用されていないときに適用いたします。

(2)　接続対象計画差対応電力

イ　接続対象計画差対応補給電力

(ｲ)　適 用 範 囲

30分ごとの接続対象電力量が，その30分の接続対象計画電力量を上回る場合に生じた不足電力の補給にあてるための電気に適用いたします。

(ﾛ)　接続対象計画差対応補給電力料金

接続対象計画差対応補給電力料金は，30分ごとの接続対象計画差対応補給電力量に(ﾊ)の接続対象計画差対応補給電力料金単価を適用してえられる金額のその１月の合計といたします。

(ハ)　接続対象計画差対応補給電力料金単価

接続対象計画差対応補給電力料金単価は，託送供給等約款料金算定規則第27条にもとづきインバランス料金として算定される金額に消費税等相当額を加えた金額とし，当社が30分ごとに設定するものといたします。

ロ　接続対象計画差対応余剰電力

(イ)　適 用 範 囲

30分ごとの接続対象電力量が，その30分の接続対象計画電力量を下回る場合の送電超過分電力について，当社が購入する電気に適用いたします。

(ロ)　接続対象計画差対応余剰電力料金

接続対象計画差対応余剰電力料金は，30分ごとの接続対象計画差対応余剰電力量に(ハ)の接続対象計画差対応余剰電力料金単価を適用してえられる金額のその１月の合計といたします。

(ハ)　接続対象計画差対応余剰電力料金単価

接続対象計画差対応余剰電力料金単価は，託送供給等約款料金算定規則第27条にもとづきインバランス料金として算定される金額に消費税等相当額を加えた金額とし，当社が30分ごとに設定するものといたします。

25　需要抑制量調整受電計画差対応電力

(1)　適　　用

需要抑制バランシンググループに適用いたします。

(2)　需要抑制量調整受電計画差対応電力

イ　需要抑制量調整受電計画差対応補給電力

(イ)　適 用 範 囲

30分ごとの需要抑制量調整受電電力量が，その30分の需要抑制量調整受電計画電力量を下回る場合に生じた不足電力の補給にあてるための電気に適用いたします。

(ロ)　需要抑制量調整受電計画差対応補給電力料金

需要抑制量調整受電計画差対応補給電力料金は，30分ごとの需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量に(ハ)の需要抑制量調整受電計画差対応補給電力料金単価を適用してえられる金額のその１月の合計といたします。

(ハ)　需要抑制量調整受電計画差対応補給電力料金単価

需要抑制量調整受電計画差対応補給電力料金単価は，託送供給等約款料金算定規則第27条にもとづきインバランス料金として算定される

金額に消費税等相当額を加えた金額とし，当社が30分ごとに設定するものといたします。

ロ　需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力

(ｲ)　適　用　範　囲

30分ごとの需要抑制量調整受電電力量が，その30分の需要抑制量調整受電計画電力量を上回る場合の抑制超過分電力について，当社が購入する電気に適用いたします。

(ﾛ)　需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力料金

需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力料金は，30分ごとの需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量に(ﾊ)の需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力料金単価を適用してえられる金額のその１月の合計といたします。

(ﾊ)　需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力料金単価

需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力料金単価は，託送供給等約款料金算定規則第27条にもとづきインバランス料金として算定される金額に消費税等相当額を加えた金額とし，当社が30分ごとに設定するものといたします。

26　給電指令時補給電力

(1)　契約者に係る給電指令時補給電力料金

イ　適　用　範　囲

39（給電指令の実施等）(4)により補給される電気を使用されているときに適用いたします。

ロ　給電指令時補給電力料金

給電指令時補給電力料金は，ハに定める30分ごとの給電指令時補給電力量にニの給電指令時補給電力料金単価を適用してえられる金額のその１月の合計といたします。

ハ　給電指令時補給電力量

給電指令時補給電力量は，給電指令等の間，31（電力および電力量の算定）(22)により30分ごとに算定された値といたします。

ニ　給電指令時補給電力料金単価

給電指令時補給電力料金単価は，託送供給等約款料金算定規則第27条にもとづきインバランス料金として算定される金額に消費税等相当額を加えた金額とし，当社が30分ごとに設定するものといたします。

(2)　発電契約者に係る給電指令時補給電力料金

イ　適　用　範　囲

39（給電指令の実施等）(5)または(6)により補給される電気を使用さ

れているときに，補給される電気を使用する発電バランシンググループに適用いたします。

ロ　給電指令時補給電力料金

給電指令時補給電力料金は，ハに定める30分ごとの給電指令時補給電力量にニの給電指令時補給電力料金単価を適用してえられる金額のその１月の合計といたします。

ハ　給電指令時補給電力量

給電指令時補給電力量は，給電指令等の間，31（電力および電力量の算定）⑳により30分ごとに算定された値といたします。

ニ　給電指令時補給電力料金単価

給電指令時補給電力料金単価は，託送供給等約款料金算定規則第27条にもとづきインバランス料金として算定される金額に消費税等相当額を加えた金額とし，当社が30分ごとに設定するものといたします。ただし，39（給電指令の実施等）(2)ホの場合で，当社の電力系統における電気の潮流が系統安定度等にもとづき算定される運用可能な容量を超過し，または超過するおそれがある場合に出力の抑制を実施することを前提として連系を行なった発電設備等（以下「ノンファーム電源」といいます。）に対して出力の抑制を実施したときは，39（給電指令の実施等）(5)により補給される電気を使用されているときの翌日取引を行なうための卸電力取引市場における30分ごとの売買取引の価格（売買取引に係る電力の受渡しが連系設備の送電容量等による制限を受けるものとして当社の供給区域において売買取引を行なうものに限ります。）に消費税等相当額を加えた金額とし，当社が30分ごとに設定するものといたします。また，当社が指定する要件を有する発電設備等またはノンファーム電源以外の発電設備等（以下「ファーム電源」といいます。）であって別途当社と給電指令時補給電力料金に関する契約を締結する設備については，当該契約によるものといたします。

Ⅳ　料金の算定および支払い

27　料金の適用開始の時期

接続供給に係る料金は，当社所定の様式に記載された接続供給の開始日から適用し，発電量調整供給に係る料金は，当社所定の様式に記載された発電量調整供給の開始日から適用し，需要抑制量調整供給に係る料金は，当社所定の様式に記載された需要抑制量調整供給の開始日から適用いたします。ただし，接続供給，発電量調整供給もしくは需要抑制量調整供給の準備着手前に接続供給，発電量調整供給もしくは需要抑制量調整供給の開始延期の申入れがあった場合または契約者，発電契約者，需要抑制契約者，発電者もしくは需要者のいずれの責めともならない理由によって接続供給，発電量調整供給もしくは需要抑制量調整供給が開始されない場合は，あらためて契約者，発電契約者または需要抑制契約者と当社との協議によって定められた接続供給，発電量調整供給または需要抑制量調整供給の開始日から適用いたします。

28　検　針　日

検針日は，次により，実際に検針を行なった日または検針を行なったものとされる日といたします。

(1)　検針は，受電地点または供給地点ごとに当社があらかじめお知らせした日（当社が受電地点または供給地点の属する検針区域に応じて定めた毎月一定の日〔以下「検針の基準となる日」といいます。〕および休日等を考慮して定めます。）に，各月ごとに行ないます。ただし，やむをえない事情のある場合は，当社があらかじめお知らせした日以外の日に検針することがあります。

なお，高圧または特別高圧で受電もしくは供給する場合の検針日は，当社が検針日を定める場合を除き，毎月１日といたします。また，受電地点または供給地点が同一の発電場所または需要場所にある場合は，受電地点における検針日と供給地点における検針日は，原則として同一の日といたします。

(2)　発電者または需要者が不在等のため検針できなかった場合は，検針に伺った日に検針を行なったものといたします。

(3)　当社は，次の場合には，(1)にかかわらず，各月ごとに検針を行なわないことがあります。

イ　契約者または発電契約者が受電地点または供給地点を新たに設定した日から，その直後の受電地点または供給地点の属する検針区域の検針日までの期間が短い場合

ロ　非常変災等の場合

ハ　その他特別の事情がある場合で，契約者または発電契約者の承諾をえたとき。

(4)　(3)イの場合で，検針を行なわなかったときは，契約者または発電契約者が受電地点または供給地点を新たに設定した日の直後の受電地点または供給地点の属する検針区域の検針日に検針を行なったものといたします。

(5)　(3)ロまたはハの場合で，検針を行なわなかったときは，検針を行なわない月については，当社があらかじめお知らせした日に検針を行なったものといたします。

29　料金の算定期間

(1)　送電サービス料金の算定期間は，次によります。

イ　前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間（以下「供給側検針期間」といいます。）といたします。ただし，契約者が供給地点を新たに設定し，または供給地点を消滅させる場合の料金の算定期間は，その供給地点を新たに設定した日から直後の検針日の前日までの期間または直前の検針日から消滅日の前日までの期間といたします。

ロ　当社があらかじめ契約者に計量日（接続供給の場合，電力量または最大需要電力等が記録型計量器に記録される日をいいます。）をお知らせした場合は，イにかかわらず，前月の計量日から当月の計量日の前日までの期間（以下「供給側計量期間」といいます。）といたします。ただし，契約者が供給地点を新たに設定し，または供給地点を消滅させる場合の料金の算定期間は，その供給地点を新たに設定した日から直後の計量日の前日までの期間または直前の計量日から消滅日の前日までの期間といたします。

ハ　定額接続送電サービスの料金または31（電力および電力量の算定）(27)の場合の送電サービス料金の算定期間は，イに準ずるものといたします。この場合，イにいう検針日は，その供給地点の属する検針区域の検針日といたします。ただし，電灯臨時定額接続送電サービスおよび動力臨時定額接続送電サービスの料金の算定期間は，その供給地点を新たに設定した日から翌月の応当日の前日までの期間，または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とすることがあります。

(2)　系統連系受電サービス料金の算定期間は，次によります。

イ　前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間（以下「受電側検針期間」といいます。）といたします。ただし，発電契約者が受電地点を新たに設定し，または受電地点を消滅させる場合の料金の算定期間は，その受電地点を新たに設定した日から直後の検針日の前日までの期間または直前の検針日から消滅日の前日までの期間といたします。

ロ　当社があらかじめ発電契約者および発電者に計量日（発電量調整供給の場合，電力量または最大連系電力等が記録型計量器に記録される日をいいます。）をお知らせした場合は，イにかかわらず，前月の計量日から当月の計量日の前日までの期間（以下「受電側計量期間」といいます。）といたします。ただし，発電契約者が受電地点を新たに設定し，または受電地点を消滅させる場合の料金の算定期間は，その受電地点を新たに設定した日から直後の計量日の前日までの期間または直前の計量日から消滅日の前日までの期間といたします。

(3)　発電量調整受電計画差対応補給電力料金，発電量調整受電計画差対応余剰電力料金，接続対象計画差対応補給電力料金，接続対象計画差対応余剰電力料金，需要抑制量調整受電計画差対応補給電力料金，需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力料金および給電指令時補給電力料金の算定期間は，毎月１日から当該月末日までの期間といたします。ただし，接続供給，発電量調整供給もしくは需要抑制量調整供給を開始し，または接続供給契約，発電量調整供給契約もしくは需要抑制量調整供給契約が消滅した場合の料金の算定期間は，開始日から開始日の属する月の末日までの期間または契約が消滅した日の属する月の１日から消滅日の前日までの期間（ただし，特別の事情がある場合は，契約が消滅した日の属する月の１日から消滅日までの期間といたします。）といたします。

30　計　　量

(1)　当社は，発電量調整受電電力量および最大連系電力等は，原則として，受電地点ごとに取り付けた記録型計量器により受電電圧と同位の電圧で，接続供給電力量および最大需要電力等は，原則として，供給地点ごとに取り付けた記録型計量器により供給電圧と同位の電圧で，30分単位で計量いたします。また，受電地点において他の発電量調整供給契約等と同一計量する場合は，30分ごとに，受電地点において計量された電力量を原則として38（託送供給等の実施）によりあらかじめ定められたその30分に対する電力量の計画値および仕訳に係る順位にもとづいて仕訳いたします。ただし，発電契約者から発電場所において発電契約者等の負担により，発電契約者等で取り付けた計量器により計量された発電設備等ごとの電力量にもとづく仕訳の申出がある場合で，当社が適当と認めるときは，30分ごとに，受電地点において計量された電力量を当該受電地点における発電設備等ごとの計量器により計量された電力量にもとづいて仕訳することがあります。この場合，仕訳に必要となる発電設備等ごとの電力量は，契約者または発電契約者から当社に通知していただきます。

なお，30分ごとに，受電地点において計量された電力量の仕訳を行なう

場合は，31（電力および電力量の算定）の電力および電力量の算定上，仕訳後の電力量を受電地点で計量された電力量とみなします。

(2)　受電地点または供給地点ごとの計量の結果は，各月ごとにすみやかに契約者または発電契約者および発電者にお知らせいたします。

なお，発電者への受電地点の計量の結果のお知らせは，発電契約者を通じて行ないます。

(3)　技術上，経済上やむをえない場合等特別の事情がある場合は，計量器を取り付けないことがあります。

31　電力および電力量の算定

(1)　発電量調整受電電力

発電量調整受電電力は，発電量調整供給の場合で，受電地点で計量された電力量の値を２倍した値とし，受電地点ごとに，30分ごとに，算定いたします。

(2)　発電量調整受電電力量

発電量調整受電電力量は，次のとおりといたします。

イ　発電量調整供給に係る発電設備等が調整電源に該当する場合，受電地点ごとに，30分ごとに，受電地点で計量された電力量といたします。

ロ　発電量調整供給に係る発電設備等が調整電源に該当しない場合，30分ごとに，受電地点で計量された電力量（受電地点が複数ある場合はその合計といたします。）といたします。

ハ　系統連系受電サービスに係る発電量調整受電電力量は，受電地点ごとに，30分ごとに，受電地点で計量された電力量といたします。

また，料金の算定期間の発電量調整受電電力量は，30分ごとの発電量調整受電電力量を，受電地点ごとに，料金の算定期間（ただし，発電契約者が受電地点を消滅させる場合で，特別の事情があるときは，直前の検針日から消滅日までの期間といたします。）において合計した値といたします。

(3)　発電量調整受電計画電力

発電量調整受電計画電力は，(4)の発電量調整受電計画電力量の値を２倍した値とし，30分ごとに算定いたします。

(4)　発電量調整受電計画電力量

発電量調整受電計画電力量は，次のとおりといたします。

イ　発電量調整供給に係る発電設備等が調整電源に該当する場合，受電地点ごとに当社が発電契約者から受電する電気の30分ごとの電力量の計画値で，発電契約者があらかじめ電力広域的運営推進機関を通じて当社に通知する発電計画といたします。ただし，別表10（発電計画・調達計

画・販売計画）に定める当日計画の発電計画と調達計画の合計値が30分ごとに販売計画の値と一致しない等の場合は，別表７（発電量調整受電計画電力量，接続対象計画電力量および需要抑制量調整受電計画電力量に関する取扱い）(1)のとおりといたします。

ロ　発電量調整供給に係る発電設備等が調整電源に該当しない場合，受電地点において当社が発電契約者から受電する電気の30分ごとの電力量の計画値（受電地点が複数ある場合はその合計といたします。）で，発電契約者があらかじめ電力広域的運営推進機関を通じて当社に通知する発電計画といたします。ただし，別表10（発電計画・調達計画・販売計画）に定める当日計画の発電計画と調達計画の合計値が30分ごとに販売計画の値と一致しない等の場合は，別表７（発電量調整受電計画電力量，接続対象計画電力量および需要抑制量調整受電計画電力量に関する取扱い）(1)のとおりといたします。

(5)　接続受電電力

接続受電電力は，接続供給の場合で，(6)の接続受電電力量の値を２倍した値とし，30分ごとに，算定いたします。

(6)　接続受電電力量

接続受電電力量は，30分ごとの(12)の接続対象計画電力量といたします。

(7)　接続供給電力

接続供給電力は，(8)の接続供給電力量の値を２倍した値とし，供給地点ごとに，30分ごとに，算定いたします。

(8)　接続供給電力量

接続供給電力量は，供給地点ごとに，30分ごとに，供給地点で計量された電力量といたします。ただし，特別高圧で常時利用される供給地点で，高圧で予備送電サービスを利用される場合には，予備送電サービスに係る接続供給電力量は，供給地点で計量された電力量を常時利用される電圧と同位の電圧にするために修正したものといたします。

また，料金の算定期間の接続供給電力量は，30分ごとの接続供給電力量を，供給地点ごとに，料金の算定期間（ただし，契約者が供給地点を消滅させる場合で，特別の事情があるときは，直前の検針日から消滅日までの期間といたします。）において合計した値といたします。

なお，時間帯別接続送電サービスを適用する場合の料金の算定期間の時間帯別の接続供給電力量は，時間帯ごとに，30分ごとの接続供給電力量を，供給地点ごとに，料金の算定期間（ただし，契約者が供給地点を消滅させる場合で，特別の事情があるときは，直前の検針日から消滅日までの期間といたします。）において合計した値といたします。ただし，19（接続送電サービス）(3)イ(ハ)および(ヘ)の場合におけるその１月の夜間時間帯の接続

供給電力量は，その１月の接続供給電力量からその１月の昼間時間帯の接続供給電力量を差し引いた値といたします。

(9)　接続対象電力

接続対象電力は，(10)の接続対象電力量の値を２倍した値とし，30分ごとに算定いたします。

(10)　接続対象電力量

接続対象電力量は，30分ごとに，イまたはロによって算定された値（供給地点が複数ある場合はその合計といたします。）といたします。

イ　需要場所が需要抑制バランシンググループに属さない場合または需要場所が需要抑制バランシンググループに属する場合で需要抑制契約者があらかじめ通知した(16)の需要抑制量調整受電計画電力量が零となるときは，次の式により算定された値といたします。

$$\text{接続供給電力量} \times \frac{1}{1-\text{損失率（32〔損失率〕に定める損失率といたします。）}}$$

ロ　需要抑制契約者があらかじめ通知した(16)の需要抑制量調整受電計画電力量が零をこえる場合は，あらかじめ定めた(ｲ)または(ﾛ)により算定された値といたします。

(ｲ)　需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量および需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量の算定方法として，(14)イを適用している場合は，次のａまたはｂによって算定された値

ａ　１ベースラインに係る需要場所を単一とする場合

(a)　当該需要場所に係る供給地点で計量された接続供給電力量を損失率で修正した値が，ベースラインを上回るとき。

$$\left\{\text{接続供給電力量} \times \frac{1}{1-\text{損失率（32〔損失率〕に定める損失率といたします。）}}\right\} - \text{需要抑制量調整受電計画電力量}$$

(b)　当該需要場所に係る供給地点で計量された接続供給電力量を損失率で修正した値が，ベースラインと一致またはベースラインを下回り，かつ，ベースラインから需要抑制量調整受電計画電力量を差し引いた値と一致または需要抑制量調整受電計画電力量を差し引いた値を上回るとき。

$$\text{ベースライン} - \text{需要抑制量調整受電計画電力量}$$

(c)　当該需要場所に係る供給地点で計量された接続供給電力量を損失率で修正した値が，ベースラインから需要抑制量調整受電計画電力量を差し引いた値を下回るとき。

$$\text{接続供給電力量} \times \frac{1}{1-\text{損失率（32〔損失率〕に定める損失率といたします。）}}$$

b　１ベースラインに係る需要場所を複数とする場合

(a)　当該需要場所に係る供給地点で計量された接続供給電力量を損失率で修正した値の合計値が，ベースラインを上回るとき。

$$\text{当該需要場所に係る(d)によって算定された値の合計値} - \text{需要抑制量調整受電計画電力量}$$

(b)　当該需要場所に係る供給地点で計量された接続供給電力量を損失率で修正した値の合計値が，ベースラインと一致またはベースラインを下回り，かつ，ベースラインから需要抑制量調整受電計画電力量を差し引いた値と一致またはベースラインから需要抑制量調整受電計画電力量を差し引いた値を上回るとき。

$$\text{ベースライン} - \text{需要抑制量調整受電計画電力量}$$

(c)　当該需要場所に係る供給地点で計量された接続供給電力量を損失率で修正した値の合計値が，ベースラインから需要抑制量調整受電計画電力量を差し引いた値を下回るとき。

当該需要場所に係る(d)によって算定された値の合計値

(d)　(a)および(c)にいう(d)によって算定された値とは，次の式により算定された値といたします。

$$\text{接続供給電力量} \times \frac{1}{1-\text{損失率（32〔損失率〕に定める損失率といたします。）}}$$

(ﾛ)　需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量および需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量の算定方法として，(14)ロを適用している場合は，次の式によって算定された値

$$\text{ベースライン} - \text{需要抑制量調整受電計画電力量}$$

(11)　接続対象計画電力

接続対象計画電力は，(12)の接続対象計画電力量の値を２倍した値とし，30分ごとに算定いたします。

(12)　接続対象計画電力量

接続対象計画電力量は，30分ごとの接続対象電力量の計画値（供給地点が複数ある場合はその合計といたします。）で，契約者があらかじめ電力広域的運営推進機関を通じて当社に通知する需要想定値といたします。ただし，別表９（需要計画・調達計画・販売計画）に定める当日計画の需要想定値に対する取引計画（調達計画から販売計画を差し引いたものといたします。）が30分ごとに需要想定値と一致しない等の場合は，別表７（発電量

調整受電計画電力量，接続対象計画電力量および需要抑制量調整受電計画電力量に関する取扱い）(2)のとおりといたします。

⑬　需要抑制量調整受電電力

需要抑制量調整受電電力は，⑭の需要抑制量調整受電電力量の値を２倍した値とし，30分ごとに算定いたします。

⑭　需要抑制量調整受電電力量

需要抑制量調整受電電力量は，当社が需要抑制契約者から受電する30分ごとの電力量で，需要場所ごとに，あらかじめ定めたイまたはロによって算定された値といたします。

イ　需要抑制量調整受電計画電力量を上限として，需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量および需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量を算定する場合は，次の式によって算定された値

(イ)　当該需要場所に係る供給地点で計量された接続供給電力量を損失率で修正した値（１ベースラインに係る需要場所を複数とする場合は，当該需要場所に係る供給地点で計量された接続供給電力量を損失率で修正した値の合計値といたします。）が，ベースラインを上回る場合

需要抑制量調整受電電力量　＝　０

(ロ)　当該需要場所に係る供給地点で計量された接続供給電力量を損失率で修正した値（１ベースラインに係る需要場所を複数とする場合は，当該需要場所に係る供給地点で計量された接続供給電力量を損失率で修正した値の合計値といたします。）がベースラインと一致またはベースラインを下回り，かつ，ベースラインから需要抑制量調整受電計画電力量を差し引いた値と一致またはベースラインから需要抑制量調整受電計画電力量を差し引いた値を上回る場合

$$\text{需要抑制量調整受電電力量} = \text{ベースライン} - \left\{ \text{接続供給電力量} \times \frac{1}{1-\text{損失率（32〔損失率〕に定める損失率といたします。）}} \right\}$$

(ハ)　当該需要場所に係る供給地点で計量された接続供給電力量を損失率で修正した値（１ベースラインに係る需要場所を複数とする場合は，当該需要場所に係る供給地点で計量された接続供給電力量を損失率で修正した値の合計値といたします。）が，ベースラインから需要抑制量調整受電計画電力量を差し引いた値を下回る場合

需要抑制量調整受電電力量　＝　需要抑制量調整受電計画電力量

ロ　イ以外の場合は，次の式によって算定された値（１ベースラインに係る需要場所を複数とする場合，ベースラインから差し引く値は，当該需要場所に係る供給地点で計量された接続供給電力量を損失率で修正した

値の合計値といたします。）

需要抑制量調整受電電力量　＝

$$\text{ベースライン} - \left\{ \text{接続供給電力量} \times \frac{1}{1 - \text{損失率（32〔損失率〕に定める損失率といたします。）}} \right\}$$

ただし，上式の値が負となる場合，需要抑制量調整受電電力量は零といたします。

⑮　需要抑制量調整受電計画電力

需要抑制量調整受電計画電力は，⑯の需要抑制量調整受電計画電力量の値を２倍した値とし，30分ごとに算定いたします。

⑯　需要抑制量調整受電計画電力量

需要抑制量調整受電計画電力量は，当社が需要抑制契約者から受電する電気の30分ごとの電力量の計画値で，需要場所ごとに，需要抑制契約者があらかじめ電力広域的運営推進機関を通じて当社に通知する需要抑制計画値といたします。ただし，１ベースラインに係る需要場所を複数とする場合は，当該ベースラインにもとづく需要抑制量調整受電計画電力量といたします。また，別表11（需要抑制計画・調達計画・販売計画・ベースライン）に定める当日計画の調達計画が30分ごとに販売計画の値と一致しない等の場合は，別表７（発電量調整受電計画電力量，接続対象計画電力量および需要抑制量調整受電計画電力量に関する取扱い）(3)のとおりといたします。

⑰　ベースライン

ベースラインは，需要抑制量調整供給に係る需要抑制を行なわない場合の需要場所に係る供給地点で計量される接続供給電力量を損失率で修正した電力量の計画値で，需要場所ごと（15〔供給および契約の単位〕(1)イまたはロの場合は１接続送電サービスまたは１臨時接続送電サービスごとといたします。）に，需要抑制契約者があらかじめ電力広域的運営推進機関を通じて当社に通知するものといたします。ただし，需要抑制契約者が１ベースラインに係る需要場所を複数とする場合は，当該複数の需要場所に対して１ベースラインといたします。

⑱　最大連系電力等

最大連系電力等は，次のとおりといたします。

イ　低圧で受電する場合

発電量調整受電電力の最大値といたします。

ロ　高圧または特別高圧で受電する場合

30分ごとの連系電力の最大値であって，記録型計量器により計量される値といたします。

⑲　最大需要電力等

最大需要電力等は，次のとおりといたします。

イ　低圧で供給する場合

接続供給電力の最大値といたします。

ロ　高圧または特別高圧で供給する場合

30分ごとの需要電力の最大値であって，記録型計量器により計量される値といたします。

なお，当社が分割接続供給を行なう供給地点における，それぞれの契約者に係る最大需要電力等は，次のとおりといたします。

(ｲ)　15（供給および契約の単位）(2)イ(ｲ)により当社が分割接続供給を行なう場合

非需要追随供給者に係る最大需要電力等および需要追随供給者に係る最大需要電力等は，それぞれの契約者に係る接続供給電力の最大値等といたします。

(ﾛ)　15（供給および契約の単位）(2)イ(ﾛ)により当社が分割接続供給を行なう場合

a　当該供給地点における最大需要電力等が非需要追随供給者に係る接続送電サービス契約電力または臨時接続送電サービス契約電力と一致または上回る場合

非需要追随供給者に係る最大需要電力等は，当該契約者に係る接続送電サービス契約電力または臨時接続送電サービス契約電力とし，需要追随供給者に係る最大需要電力等は，当該供給地点における最大需要電力等から，非需要追随供給者に係る接続送電サービス契約電力または臨時接続送電サービス契約電力を差し引いた値といたします。

b　当該供給地点における最大需要電力等が非需要追随供給者に係る接続送電サービス契約電力または臨時接続送電サービス契約電力を下回る場合

非需要追随供給者に係る最大需要電力等は，当該供給地点における最大需要電力等とし，需要追随供給者に係る最大需要電力等は，零といたします。

(ﾊ)　15（供給および契約の単位）(2)ロにより当社が分割接続供給を行なう場合

それぞれの契約者に係る最大需要電力等は，それぞれの契約者に係る接続供給電力の最大値等といたします。

⑳　発電量調整受電計画差対応補給電力量

発電量調整受電計画差対応補給電力量は，発電バランシンググループご

とにイまたはロによって算定された値の合計といたします。

イ　発電量調整供給に係る発電設備等が調整電源に該当する場合で，(2)イにより計量された30分ごとの発電量調整受電電力量が(4)イにより通知されたその30分における発電量調整受電計画電力量を下回るときに，30分ごとに，次の式により算定された値といたします。ただし，発電量調整受電計画差対応補給電力量の算定上，調整電源の故障等が発生した場合を除き，(2)イにかかわらず，その30分ごとの発電量調整受電計画電力量をその30分ごとの発電量調整受電電力量とみなします。

発電量調整受電計画差対応補給電力量	＝	発電量調整受電計画電力量	－	発電量調整受電電力量

ロ　発電量調整供給に係る発電設備等が調整電源に該当しない場合は，次の(ｲ)，(ﾛ)および(ﾊ)によって算定された値といたします。

(ｲ)　(2)ロにより計量された30分ごとの発電量調整受電電力量が(4)ロにより通知されたその30分における発電量調整受電計画電力量を下回る場合に，30分ごとに，次の式により算定された値といたします。

発電量調整受電計画差対応補給電力量	＝	発電量調整受電計画電力量	－	発電量調整受電電力量

(ﾛ)　次の場合で，給電指令時補給を行なったときは，発電量調整受電計画差対応補給電力量の算定上，(2)ロにかかわらず，当該発電設備等の30分ごとの発電量調整受電計画電力量を当該受電地点における30分ごとの発電量調整受電電力量とみなします。この場合，当該発電設備等の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量の算定上，当該受電地点のみによる発電バランシンググループが設定されているとみなし，その発電量調整受電計画差対応補給電力量は，30分ごとに，次の式により算定された値といたします。

発電量調整受電計画差対応補給電力量	＝	発電量調整受電計画電力量	－	発電量調整受電電力量

a　当社が指定する要件を有する発電設備等であって別途当社と給電指令時補給電力料金に関する契約を締結する設備に対して出力の抑制を実施した場合

b　39（給電指令の実施等）(2)イの場合で，原則として30分ごとの実需給の開始時刻の１時間前以降に発電量調整供給に係る発電設備等に対してあらかじめ当社が指定した送電線１回線，変圧器１台その他の電力設備の単一故障の発生時に保護装置により行なわれるすみやかな発電抑制または発電遮断（以下「Ｎ－１電制」といいます。）を実施したとき。

c　39（給電指令の実施等）(2)ホの場合で，発電量調整供給に係る発電設備等に対して出力の抑制を実施したとき。

d　39（給電指令の実施等）(2)への場合で，ファーム電源に対して出力の抑制を実施したとき。

(ハ)　次の場合で，給電指令時補給を行なったときは，発電量調整受電計画差対応補給電力量の算定上，(2)ロにかかわらず，当該発電設備等の30分ごとの発電量調整受電計画電力量を当該受電地点における30分ごとの発電量調整受電電力量とみなします。この場合，当該発電設備等の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量の算定上，当該受電地点のみによる発電バランシンググループが設定されているとみなし，その発電量調整受電計画差対応補給電力量は，30分ごとに，次により算定された値といたします。

a　39（給電指令の実施等）(2)イ，ロ，ハまたはトの場合の給電指令等および39（給電指令の実施等）(2)ホの場合の給電指令等により，同時に出力の抑制を実施した場合

(a)　発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が，39（給電指令の実施等）(2)ホによる出力抑制対象電力量（39〔給電指令の実施等〕(2)ホの場合の出力の抑制に係る電力量をいいます。）を下回る場合

39（給電指令の実施等）(2)ホによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，次の式により算定された値とし，39（給電指令の実施等）(2)イ，ロ，ハまたはトによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，零といたします。

発電量調整受電計画差対応補給電力量	＝	発電量調整受電計画電力量	－	発電量調整受電電力量

(b)　発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が，39（給電指令の実施等）(2)ホによる出力抑制対象電力量と一致または上回る場合

39（給電指令の実施等）(2)ホによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，39（給電指令の実施等）(2)ホによる出力抑制対象電力量とし，39（給電指令の実施等）(2)イ，ロ，ハまたはトによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，次の式により算定された値といたします。

発電量調整受電計画差対応補給電力量 ＝ 発電量調整受電計画電力量 － 39（給電指令の実施等）(2)ホによる出力抑制対象電力量 － 発電量調整受電電力量

b　ファーム電源に対して，39（給電指令の実施等）(2)イ，ロ，ハまたはトの場合の給電指令等および39（給電指令の実施等）(2)への場合の給電指令等により，同時に出力の抑制を実施した場合

(a)　発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が，39（給電指令の実施等）(2)へによる出力抑制対象電力量（39〔給電指令の実施等〕(2)への場合の出力の抑制に係る電力量をいいます。）を下回る場合

39（給電指令の実施等）(2)へによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，次の式により算定された値とし，39（給電指令の実施等）(2)イ，ロ，ハまたはトによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，零といたします。

発電量調整受電計画差対応補給電力量 ＝ 発電量調整受電計画電力量 － 発電量調整受電電力量

(b)　発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が，39（給電指令の実施等）(2)へによる出力抑制対象電力量と一致または上回る場合

39（給電指令の実施等）(2)へによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，39（給電指令の実施等）(2)へによる出力抑制対象電力量とし，39（給電指令の実施等）(2)イ，ロ，ハまたはトによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，次の式により算定された値といたします。

発電量調整受電計画差対応補給電力量 ＝ 発電量調整受電計画電力量 － 39（給電指令の実施等）(2)へによる出力抑制対象電力量 － 発電量調整受電電力量

c　ノンファーム電源であり，かつ，当社が指定する要件を有する発電設備等であって別途当社と給電指令時補給電力料金に関する契約を締結する設備に対して，39（給電指令の実施等）(2)への場合の給電指令等および39（給電指令の実施等）(2)トの場合の給電指令等により，同時に出力の抑制を実施した場合

(a)　発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が，39（給電指令の実施等）(2)へによる出力抑制対象電力量を下回る場合

39（給電指令の実施等）(2)へによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，次の式により算定された値とし，39（給電指令の実施等）(2)トによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，零といたします。

発電量調整受電計画差対応補給電力量 ＝ 発電量調整受電計画電力量 － 発電量調整受電電力量

(b)　発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が，39（給電指令の実施等）(2)へによる出力抑制対象電力量と一致または上回る場合

39（給電指令の実施等）(2)へによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，39（給電指令の実施等）(2)へによる出力抑制対象電力量とし，39（給電指令の実施等）(2)トによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，次の式により算定された値といたします。

発電量調整受電計画差対応補給電力量 ＝ 発電量調整受電計画電力量 － 39（給電指令の実施等）(2)へによる出力抑制対象電力量 － 発電量調整受電電力量

d　39（給電指令の実施等）(2)ホの場合の給電指令等および39（給電指令の実施等）(2)への場合の給電指令等により，同時に出力の抑制を実施した場合

(a)　発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が，39（給電指令の実施等）(2)へによる出力抑制対象電力量を下回る場合

39（給電指令の実施等）(2)へによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，次の式により算定された値とし，39（給電指令の実施等）(2)ホによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，零といたします。

発電量調整受電計画差対応補給電力量 ＝ 発電量調整受電計画電力量 － 発電量調整受電電力量

(b)　発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が，39（給電指令の実施等）(2)へによる出力抑制対象電力量と一致または上回る場合

39（給電指令の実施等）(2)へによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，39（給電指令の実施等）(2)へによる出力抑制対象電力量とし，39（給電指令の実施等）(2)ホによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，次の式により算定された値といたします。

発電量調整受電計画差対応補給電力量 ＝ 発電量調整受電計画電力量 － 39（給電指令の実施等）(2)へによる出力抑制対象電力量 － 発電量調整受電電力量

e　39（給電指令の実施等）(2)イ，ロ，ハまたはトの場合の給電指令等，39（給電指令の実施等）(2)ホの場合の給電指令等および39（給電指令の実施等）(2)への場合の給電指令等により，同時に出力の抑制を実施した場合

(a)　発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が，39（給電指令の実施等）(2)へによる出力抑制対象電力量を下回る場合

39（給電指令の実施等）(2)へによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，次の式により算定された値とし，39（給電指令の実施等）(2)イ，ロ，ハまたはトによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給および39（給電指令の実施等）(2)ホによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，零といたします。

発電量調整受電計画差対応補給電力量 ＝ 発電量調整受電計画電力量 － 発電量調整受電電力量

(b)　発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が，39（給電指令の実施等）(2)へによる出力抑制対象電力量と一致または上回り，かつ，39（給電指令の実施等）(2)へによる出力抑制対象電力量に39（給電指令の実施等）(2)ホによる出力抑制対象電力量を加えた値を下回る場合

39（給電指令の実施等）(2)へによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，39（給電指令の実施等）(2)へによる出力抑制対象電力量とし，

39（給電指令の実施等）(2)ホによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，次の式により算定された値とし，39（給電指令の実施等）(2)イ，ロ，ハまたはトによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，零といたします。

発電量調整受電計画差対応補給電力量 ＝ 発電量調整受電計画電力量 － 39（給電指令の実施等）(2)ヘによる出力抑制対象電力量 － 発電量調整受電電力量

(c)　発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が，39（給電指令の実施等）(2)ヘによる出力抑制対象電力量に39（給電指令の実施等）(2)ホによる出力抑制対象電力量を加えた値と一致または上回る場合

39（給電指令の実施等）(2)ホによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，39（給電指令の実施等）(2)ホによる出力抑制対象電力量とし，39（給電指令の実施等）(2)ヘによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，39（給電指令の実施等）(2)ヘによる出力抑制対象電力量とし，39（給電指令の実施等）(2)イ，ロ，ハまたはトによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，次の式により算定された値といたします。

発電量調整受電計画差対応補給電力量 ＝ 発電量調整受電計画電力量 － 39（給電指令の実施等）(2)ホによる出力抑制対象電力量 － 39（給電指令の実施等）(2)ヘによる出力抑制対象電力量 － 発電量調整受電電力量

(21)　発電量調整受電計画差対応余剰電力量

発電量調整受電計画差対応余剰電力量は，発電バランシンググループごとにイまたはロによって算定された値の合計といたします。

イ　発電量調整供給に係る発電設備等が調整電源に該当する場合で，(2)イにより計量された30分ごとの発電量調整受電電力量が(4)イにより通知されたその30分における発電量調整受電計画電力量を上回るときに，30分ごとに，次の式により算定された値といたします。ただし，発電量調整受電計画差対応余剰電力量の算定上，調整電源の故障等が発生した場合を除き，(2)イにかかわらず，その30分ごとの発電量調整受電計画電力量をその30分ごとの発電量調整受電電力量とみなします。

発電量調整受電計画差対応余剰電力量	＝	発電量調整受電電力量	－	発電量調整受電計画電力量

ロ　発電量調整供給に係る発電設備等が調整電源に該当しない場合で，(2)ロにより計量された30分ごとの発電量調整受電電力量が(4)ロにより通知されたその30分における発電量調整受電計画電力量を上回るときに，30分ごとに，次の式により算定された値といたします。ただし，当社が指定する要件を有する発電設備等であって別途当社と給電指令時補給電力料金に関する契約を締結する設備に対して出力の抑制を実施し，給電指令時補給を行なった場合，39（給電指令の実施等）(2)イの場合で，原則として30分ごとの実需給の開始時刻の１時間前以降に発電量調整供給に係る発電設備等に対してＮ－１電制を実施し，給電指令時補給を行なったとき，39（給電指令の実施等）(2)ホの場合で，発電量調整供給に係る発電設備等に対して出力の抑制を実施し，給電指令時補給を行なったときまたは39（給電指令の実施等）(2)への場合で，ファーム電源に対して出力の抑制を実施し，給電指令時補給を行なったときは，発電量調整受電計画差対応余剰電力量の算定上，(2)ロにかかわらず，当該発電設備等の30分ごとの発電量調整受電計画電力量を当該受電地点における30分ごとの発電量調整受電電力量とみなします。この場合，当該発電設備等の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量の算定上，当該受電地点のみによる発電バランシンググループが設定されているとみなし，その発電量調整受電計画差対応補給電力量の算定は，⑳ロによるものといたします。

発電量調整受電計画差対応余剰電力量	＝	発電量調整受電電力量	－	発電量調整受電計画電力量

㉒　接続対象計画差対応補給電力量

接続対象計画差対応補給電力量は，30分ごとの接続対象電力量がその30分における接続対象計画電力量を上回る場合に，30分ごとに，次の式により算定された値といたします。ただし，接続対象計画差対応補給電力量の算定上，調整負荷の使用に係る調整を行なった場合は，(8)にかかわらず，当該供給地点で計量された30分ごとの電力量に当社または当社の供給区域で事業を営む配電事業者が行なった電気の使用に係る調整にもとづき，その30分ごとに算定された値を加えた値を，当該供給地点におけるその30分ごとの接続供給電力量とみなし，接続対象電力量を算定いたします。

接続対象計画差対応補給電力量	＝	接続対象電力量	－	接続対象計画電力量

㉓　接続対象計画差対応余剰電力量

接続対象計画差対応余剰電力量は，30分ごとの接続対象電力量がその30

分における接続対象計画電力量を下回る場合に，30分ごとに，次の式により算定された値といたします。ただし，接続対象計画差対応余剰電力量の算定上，調整負荷の使用に係る調整を行なった場合は，(8)にかかわらず，当該供給地点で計量された30分ごとの電力量に当社または当社の供給区域で事業を営む配電事業者が行なった電気の使用に係る調整にもとづき，その30分ごとに算定された値を加えた値を，当該供給地点におけるその30分ごとの接続供給電力量とみなし，接続対象電力量を算定いたします。

接続対象計画差対応余剰電力量 ＝ 接続対象計画電力量 － 接続対象電力量

(24)　需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量

需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量は，30分ごとの(14)の需要抑制量調整受電電力量がその30分における(16)の需要抑制量調整受電計画電力量を下回る場合に，需要抑制バランシンググループごとに，30分ごとに，次の式により算定された値の合計といたします。ただし，需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量の算定上，調整負荷の使用に係る調整を行なった場合は，(14)イまたはロにかかわらず，当該需要場所に係る接続供給電力量を損失率で修正した値が，ベースラインを上回るとき，またはベースラインを下回り，かつ，ベースラインから需要抑制量調整受電計画電力量を差し引いた値を上回るときは，当該需要場所に係る需要抑制量調整受電計画電力量を当該需要場所に係る需要抑制量調整受電電力量とみなします。

需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量 ＝ 需要抑制量調整受電計画電力量 － 需要抑制量調整受電電力量

ただし，需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量の算定方法として(14)ロを適用している場合で，30分ごとの(14)の需要抑制量調整受電電力量が零となるときの上式は，次のとおりといたします。

需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量 ＝

需要抑制量調整受電計画電力量 ＋

$$\left\{\text{接続供給電力量} \times \frac{1}{1-\text{損失率（32〔損失率〕に定める損失率といたします。）}}\right\}$$

－ ベースライン

(25)　需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量

需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量は，30分ごとの(14)の需要抑制量調整受電電力量がその30分における(16)の需要抑制量調整受電計画電力量を上回る場合に，需要抑制バランシンググループごとに，30分ごとに，次の式により算定された値の合計といたします。ただし，需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量の算定上，調整負荷の使用に係る調整を行なった

場合は，⑭ロにかかわらず，当該需要場所に係る接続供給電力量を損失率で修正した値が，ベースラインの値から需要抑制量調整受電計画電力量を差し引いた値を下回るときは，当該需要場所に係る需要抑制量調整受電計画電力量を当該需要場所に係る需要抑制量調整受電電力量とみなします。

需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量 ＝ 需要抑制量調整受電電力量 － 需要抑制量調整受電計画電力量

⑯　定額接続送電サービスの適用を受ける場合の電力量は，別表８（電力量の協定）を基準として，あらかじめ契約者と当社との協議によって定めます。この場合，協議により定めた値を，供給地点で計量された電力量といたします。

⑰　定額接続送電サービスの適用を受ける場合を除き，技術上，経済上やむをえない場合等特別の事情がある場合で，計量器を取り付けないときの電力量または最大需要電力等は，別表８（電力量の協定）を基準として，あらかじめ契約者と当社との協議（分割接続供給の場合は，双方の契約者と当社との協議といたします。）によって定めます。この場合，協議により定めた値を，供給地点で計量された電力量または最大需要電力等といたします。

⑱　28（検針日）(2)または(3)の場合で，検針を行なわなかったときの電力量，最大連系電力等または最大需要電力等は，別表８（電力量の協定）を基準として，契約者または発電契約者と当社との協議（分割接続供給の場合は，双方の契約者と当社との協議といたします。）によって定めます。この場合，協議により定めた値を，受電地点または供給地点で計量された電力量，最大連系電力等または最大需要電力等といたします。

⑲　15（供給および契約の単位）(1)において，１需要場所または１発電場所につき，複数計量をもって託送供給または発電量調整供給を行なう場合で，特別の事情があるときは，その需要場所または発電場所における30分ごとの電力および電力量の算定は，計量器ごとに計量された電力および電力量をそれぞれ30分ごとに合計することがあります。

⑳　その他，電力量の算定を行なうために必要な事項については，あらかじめ契約者，発電契約者または需要抑制契約者と当社との協議（分割接続供給の場合は，双方の契約者と当社との協議といたします。）によって定めます。

㉑　分割接続供給の場合の30分ごとの供給地点で計量された電力量は，次により仕訳いたします。この場合，電力および電力量の算定上，仕訳後の電力量を供給地点で計量された電力量とみなします。

イ　15（供給および契約の単位）(2)イ(ｲ)により当社が分割接続供給を行なう場合

(ｲ)　供給地点で計量された電力量が通告電力量を下回る場合

原則として，非需要追随供給者に係る電力量は，供給地点で計量された電力量とし，需要追随供給者に係る電力量は，零といたします。

(ﾛ)　供給地点で計量された電力量が通告電力量と一致または上回る場合

非需要追随供給者に係る電力量は，通告電力量とし，需要追随供給者に係る電力量は，次の式によります。

需要追随供給者に係る電力量　＝

供給地点で計量された電力量　－　通告電力量

ロ　15（供給および契約の単位）(2)イ(ﾛ)により当社が分割接続供給を行なう場合

(ｲ)　供給地点で計量された電力量がベース電力量を下回る場合

原則として，非需要追随供給者に係る電力量は，供給地点で計量された電力量とし，需要追随供給者に係る電力量は，零といたします。

(ﾛ)　供給地点で計量された電力量がベース電力量と一致または上回る場合

非需要追随供給者に係る電力量は，ベース電力量とし，需要追随供給者に係る電力量は，次の式によります。

需要追随供給者に係る電力量　＝

供給地点で計量された電力量　－　ベース電力量

ハ　15（供給および契約の単位）(2)ロにより当社が分割接続供給を行なう場合

それぞれの契約者の供給時間帯によって仕訳いたします。

ただし，33（料金の算定）(12)または(13)にもとづき料金の調整を行なうために，１供給地点につき，１接続送電サービスまたは１臨時接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービス料金または臨時接続送電サービス料金を算定するときには，電力および電力量の算定上，仕訳前の電力量を供給地点で計量された電力量といたします。

(32)　計量器の故障等により電力量，最大連系電力等または最大需要電力等を正しく計量できない場合には，電力量，最大連系電力等または最大需要電力等は，別表８（電力量の協定）を基準として，契約者または発電契約者と当社との協議（分割接続供給の場合は，双方の契約者と当社との協議といたします。）によって定めます。この場合，協議により定めた値を，受電地点または供給地点で計量された電力量，最大連系電力等または最大需要電力等といたします。ただし，その１月の電力量の合計が計量できている場合で，30分ごとの電力量を正しく計量できないときまたは計量情報等を伝送することができないときは，30分ごとの電力量は，原則として，別表８（電力量の協定）(3)を基準として定め，定めた値を，受電地点または供

給地点で計量された電力量といたします。

32 損　失　率

この約款で用いる損失率は，次のとおりといたします。

低圧で供給する場合	8.1パーセント
高圧で供給する場合	4.1パーセント
特別高圧で供給する場合	1.3パーセント

33 料金の算定

(1)　送電サービス料金，系統連系受電サービス料金，発電量調整受電計画差対応補給電力料金，発電量調整受電計画差対応余剰電力料金，接続対象計画差対応補給電力料金，接続対象計画差対応余剰電力料金，需要抑制量調整受電計画差対応補給電力料金，需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力料金および給電指令時補給電力料金は，次の場合を除き，料金の算定期間を「１月」として算定いたします。

イ　接続供給，発電量調整供給もしくは需要抑制量調整供給を開始し，または接続供給契約，発電量調整供給契約，系統連系受電契約もしくは需要抑制量調整供給契約が消滅した場合

ロ　契約者が供給地点を新たに設定し，供給地点への接続供給を再開し，もしくは停止し，または供給地点を消滅させる場合

ハ　発電契約者が受電地点を新たに設定し，受電地点からの発電量調整供給を再開し，もしくは停止し，または受電地点を消滅させる場合

ニ　接続送電サービスの種別，臨時接続送電サービスの種別，予備送電サービスの種別，接続送電サービス契約電力，接続送電サービス契約容量，臨時接続送電サービス契約容量，臨時接続送電サービス契約電力，予備送電サービス契約電力，ピークシフト電力，契約受電電力，同時最大受電電力等を変更したことにより，料金に変更があった場合

ホ　29（料金の算定期間）(1)イの場合で供給側検針期間の日数がその供給側検針期間の始期に対応する検針の基準となる日の属する月の日数に対し，５日を上回り，または下回るとき。

ヘ　29（料金の算定期間）(1)ロの場合で供給側計量期間の日数がその供給側計量期間の始期に対応する検針の基準となる日の属する月の日数に対し，５日を上回り，または下回るとき。

ト　29（料金の算定期間）(2)イの場合で受電側検針期間の日数がその受電側検針期間の始期に対応する検針の基準となる日の属する月の日数に対し，５日を上回り，または下回るとき。

チ　29（料金の算定期間）(2)ロの場合で受電側計量期間の日数がその受電側計量期間の始期に対応する検針の基準となる日の属する月の日数に対し，５日を上回り，または下回るとき。

リ　分割接続供給を開始し，または解消したとき。

(2)　当社は，(1)ロ，ハ，ニ，ホ，ヘ，ト，チまたはリの場合は，基本料金，定額接続送電サービスの料金，予備送電サービス料金，ピークシフト割引額および系統設備効率化割引額について，次の式により日割計算をいたします。

イ　基本料金，定額接続送電サービスの料金または予備送電サービス料金を日割りする場合

$$\text{１月の該当料金} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{供給側検針期間または受電側検針期間の日数}}$$

ただし，(1)ホ，ヘ，トまたはチに該当する場合は，

$$\text{１月の該当料金} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$$

といたします。

ロ　ピークシフト割引額または系統設備効率化割引額を日割りする場合

$$\text{１月の該当割引額} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{供給側検針期間または受電側検針期間の日数}}$$

ただし，(1)ホ，ヘ，トまたはチに該当する場合は，

$$\text{１月の該当割引額} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$$

といたします。

(3)　(1)ロの場合により日割計算をするときは，日割計算対象日数には契約者が供給地点を新たに設定する日および再開日を含み，停止日および消滅日を除きます。

また，(1)ニの場合により日割計算をするときは，変更後の料金は，変更のあった日から適用いたします。

(4)　(1)ハの場合により日割計算をするときは，日割計算対象日数には発電契約者が受電地点を新たに設定する日および再開日を含み，停止日および消滅日を除きます。

また，(1)ニの場合により日割計算をするときは，変更後の料金は，変更のあった日から適用いたします。

(5)　契約者が供給地点を新たに設定し，もしくは供給地点を消滅させる場合，または発電契約者が受電地点を新たに設定し，もしくは受電地点を消滅させる場合の(2)イおよびロにいう供給側検針期間または受電側検針期間の日数は，次のとおりといたします。

イ　供給地点または受電地点を新たに設定した場合

供給地点または受電地点を新たに設定した日の直前のその供給地点または受電地点の属する検針区域の検針日から，その供給地点または受電地点を新たに設定した直後の検針日の前日までの日数といたします。

ロ　供給地点または受電地点を消滅させる場合

消滅日の直前の検針日から，当社が次回の検針日として契約者または発電契約者にあらかじめお知らせした日の前日までの日数といたします。

(6)　定額接続送電サービスの適用を受ける場合または31（電力および電力量の算定）(27)の場合は，契約者が供給地点を新たに設定し，または供給地点を消滅させるときの(2)イおよびロにいう供給側検針期間の日数は，(5)に準ずるものといたします。この場合，(5)にいう検針日は，その供給地点の属する検針区域の検針日とし，当社が次回の検針日として契約者にあらかじめお知らせした日は，消滅日の直後のその供給地点の属する検針区域の検針日といたします。

(7)　29（料金の算定期間）(1)ロの場合は，(2)イおよびロにいう供給側検針期間の日数は，供給側計量期間の日数といたします。ただし，契約者が供給地点を新たに設定し，または供給地点を消滅させる場合の(2)イおよびロにいう供給側検針期間の日数は，(5)に準ずるものといたします。この場合，(5)にいう検針日は，計量日といたします。

(8)　29（料金の算定期間）(2)ロの場合は，(2)イおよびロにいう受電側検針期間の日数は，受電側計量期間の日数といたします。ただし，発電契約者が受電地点を新たに設定し，または受電地点を消滅させる場合の(2)イおよびロにいう受電側検針期間の日数は，(5)に準ずるものといたします。この場合，(5)にいう検針日は，計量日といたします。

(9)　契約者が供給地点を新たに設定し，もしくは供給地点を消滅させる場合，または発電契約者が受電地点を新たに設定し，もしくは受電地点を消滅させる場合の(2)イおよびロにいう暦日数は，次のとおりといたします。

イ　供給地点または受電地点を新たに設定した場合

その供給地点または受電地点の属する検針区域の検針の基準となる日（その供給地点または受電地点を新たに設定した日が含まれる供給側検針期間または受電側検針期間の始期に対応するものといたします。）の属する月の日数といたします。

ロ　供給地点または受電地点を消滅させる場合

その供給地点または受電地点の属する検針区域の検針の基準となる日（消滅日の前日が含まれる供給側検針期間または受電側検針期間の始期に対応するものといたします。）の属する月の日数といたします。

⑽　高圧または特別高圧で供給する場合で，力率に変更があるときは，次により基本料金を算定いたします。

イ　力率に変更を生ずるような負荷設備の変更等がある場合は，その前後の力率にもとづいて，(2)イにより日割計算をいたします。

ロ　負荷設備の変更等がない場合で，協議によって力率を変更するときは，変更の日を含むその１月から変更後の力率によります。

⑾　供給地点への接続供給または受電地点における発電量調整供給の停止期間中の料金の日割計算を行なう場合は，(2)イおよびロの日割計算対象日数は，停止期間中の日数といたします。この場合，停止期間中の日数には，接続供給または発電量調整供給を停止した日を含み，接続供給または発電量調整供給を再開した日は含みません。また，停止日に接続供給または発電量調整供給を再開する場合は，その日は停止期間中の日数には含みません。

⑿　当社が分割接続供給を行なう供給地点において，それぞれの契約者に係る接続送電サービス料金の合計と，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービス料金との間に差が生ずるときは，次のとおり接続送電サービス料金の調整を行ないます。

イ　15（供給および契約の単位）(2)イにより当社が分割接続供給を行なう場合

(ｲ)　それぞれの契約者に係る接続送電サービス料金の合計額が，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービス料金を上回る場合は，その差額を非需要追随供給者に係る接続送電サービス料金から差し引きます。

(ﾛ)　それぞれの契約者に係る接続送電サービス料金の合計額が，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービス料金を下回る場合は，その差額を非需要追随供給者に係る接続送電サービス料金に加算いたします。

ロ　15（供給および契約の単位）(2)ロにより当社が分割接続供給を行なう場合

(ｲ)　それぞれの契約者に係る接続送電サービス料金の合計額が，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービス料金を上回る場合は，その差額をあらかじめ定めた契約者に係る接続送電サービス料金から差し引きます。

(ﾛ)　それぞれの契約者に係る接続送電サービス料金の合計額が，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービス料金を下回る場合は，その差額をあらかじめ定めた契約者に係る接続送電サービス料金に加算いたします。

⑬　当社が分割接続供給を行なう供給地点において，それぞれの契約者に係る臨時接続送電サービス料金の合計と，１供給地点につき，１臨時接続送電サービスを適用した場合の臨時接続送電サービス料金との間に差が生ずるときは，⑫に準じて臨時接続送電サービス料金の調整を行ないます。

⑭　当社が分割接続供給を行なう供給地点において，予備送電サービスをあわせて適用し，それぞれの契約者に係る予備送電サービス料金の合計と，１供給地点につき，１予備送電サービスを適用した場合の予備送電サービス料金との間に差が生ずるときは，⑫に準じて予備送電サービス料金の調整を行ないます。

34　支払義務の発生および支払期日

(1)　日程等別料金の支払義務は，18（料金）(1)ロに定める供給側料金算定日に発生いたします。

(2)　系統連系受電サービス料金の支払義務は，18（料金）(3)ロに定める受電側料金算定日に発生いたします。

(3)　発電量調整受電計画差対応補給電力料金，発電量調整受電計画差対応余剰電力料金，接続対象計画差対応補給電力料金，接続対象計画差対応余剰電力料金，需要抑制量調整受電計画差対応補給電力料金，需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力料金および給電指令時補給電力料金の支払義務は，特別の事情がある場合を除き，料金の算定期間の翌々月の第５営業日（営業日は当社が定めます。）に発生いたします。ただし，31（電力および電力量の算定）㉜の場合で，料金の算定期間の翌々月の第５営業日以降に電力量を協議によって定めた場合は，その日といたします。

(4)　(1)の日程等別料金，(2)の系統連系受電サービス料金または(3)の料金のうち発電量調整受電計画差対応補給電力料金，接続対象計画差対応補給電力料金，需要抑制量調整受電計画差対応補給電力料金もしくは給電指令時補給電力料金は，次の場合を除き，支払義務発生日の翌日から起算して30日目の日（以下「支払期日」といいます。）までに支払っていただきます。

なお，支払期日が日曜日または銀行法第15条第１項に規定する政令で定める日（以下「休日」といいます。）に該当する場合は，支払期日を翌日といたします。また，翌日が日曜日または休日に該当するときは，さらにその翌日といたします。

イ　55（解約等）(1)により解約となった場合

ロ　契約者，発電契約者，発電者または需要抑制契約者が振り出しもしくは引き受けた手形または振り出した小切手について銀行取引停止処分を受ける等支払停止状態に陥った場合

ハ　契約者，発電契約者，発電者または需要抑制契約者が破産手続き開始，

再生手続き開始，更生手続き開始，特別清算開始もしくはこれらに類する法的手続きの申立てを受けまたは自ら申立てを行なった場合

ニ　契約者，発電契約者，発電者または需要抑制契約者が強制執行または担保権の実行としての競売の申立てを受けた場合

ホ　契約者，発電契約者，発電者または需要抑制契約者が公租公課の滞納処分を受けた場合

ヘ　その他の理由で契約者，発電契約者，発電者または需要抑制契約者に明らかに料金の支払いの延滞が生ずるおそれがあると当社が認め，その旨を当社が契約者，発電契約者，発電者または需要抑制契約者に通知した場合

(5)　契約者，発電契約者，発電者または需要抑制契約者が(4)イからヘまでのいずれかに該当する場合の支払期日は，次のとおり取り扱います。

イ　契約者，発電契約者，発電者または需要抑制契約者が(4)イからヘまでのいずれかに該当することとなった日までに支払義務が発生した料金で，かつ，支払いがなされていない料金（支払期日を経過していない料金に限ります。）については，契約者，発電契約者，発電者または需要抑制契約者が(4)イからヘまでのいずれかに該当することとなった日を支払期日といたします。ただし，契約者，発電契約者，発電者または需要抑制契約者が(4)イからヘまでのいずれかに該当することとなった日が支払義務発生日から７日を経過していない場合には，支払義務発生日の翌日から起算して７日目を支払期日といたします。

ロ　契約者，発電契約者，発電者または需要抑制契約者が(4)イからヘまでのいずれかに該当することとなった日の翌日以降に支払義務が発生する料金については，支払義務発生日の翌日から起算して７日目を支払期日といたします。

なお，(4)イからホまでのいずれかに該当する場合であっても，一定期間の支払いが遅滞なく行なわれる等，料金の支払状況から支払いの延滞が生じるおそれがないと当社が認めるときは，支払義務発生日の翌日から起算して30日目を支払期日とすることがあります。この場合，当社はその旨を契約者，発電契約者，発電者または需要抑制契約者に通知いたします。ただし，この通知をした後，料金の支払いの延滞が生じるおそれがあると当社が認める場合は，支払義務発生日の翌日から起算して７日目を支払期日とすることがあります。この場合も当社はその旨を契約者，発電契約者，発電者または需要抑制契約者に通知いたします。

(6)　当社は，(3)の料金のうち発電量調整受電計画差対応余剰電力料金，接続対象計画差対応余剰電力料金または需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力料金を，支払期日までにお支払いいたします。ただし，支払期日が日曜

日または休日に該当する場合は，支払期日を翌日といたします。また，翌日が日曜日または休日に該当するときは，さらにその翌日といたします。

35　料金その他の支払方法

(1)　契約者の料金その他の支払方法は，次によります。

イ　契約者の料金および工事費負担金その他についてはそのつど，当社が指定した金融機関を通じて払い込み等により契約者から支払っていただきます。

なお，支払いにともなう費用は，契約者の負担といたします。

ロ　イの当社が指定した金融機関を通じた払い込みによる支払いは，契約者がその金融機関に払い込まれたときになされたものといたします。

ハ　料金が支払期日を経過してなお支払われない場合には，支払期日の翌日から支払いの日までの期間の日数に応じて，料金から消費税等相当額を差し引いた金額に対して，年10パーセント（閏年の日を含む期間についても，365日当たりの割合といたします。）の延滞利息（利息は単利とし，円未満の端数は切り捨てます。）を契約者から申し受けます。

なお，消費税等相当額の単位は１円とし，その端数は切り捨てます。

また，延滞利息は，原則として，契約者が延滞利息の算定の対象となる料金を支払われた直後に支払義務が発生する料金とあわせて契約者から支払っていただきます。

ニ　契約者の料金は，支払義務の発生した順序で支払っていただきます。

(2)　発電契約者の料金その他の支払方法は，次によります。

イ　発電契約者の料金については毎月，工事費負担金その他についてはそのつど，当社が指定した金融機関を通じて払い込み等により発電契約者から支払っていただきます。

なお，支払いにともなう費用は，発電契約者の負担といたします。

ロ　イの当社が指定した金融機関を通じた払い込みによる支払いは，発電契約者がその金融機関に払い込まれたときになされたものといたします。

ハ　料金が支払期日を経過してなお支払われない場合には，支払期日の翌日から支払いの日までの期間の日数に応じて，料金から消費税等相当額を差し引いた金額に対して，年10パーセント（閏年の日を含む期間についても，365日当たりの割合といたします。）の延滞利息（利息は単利とし，円未満の端数は切り捨てます。）を発電契約者から申し受けます。

なお，消費税等相当額の単位は１円とし，その端数は切り捨てます。

また，延滞利息は，原則として，発電契約者が延滞利息の算定の対象となる料金を支払われた直後に支払義務が発生する料金とあわせて発電契約者から支払っていただきます。

ニ　発電契約者の料金は，支払義務の発生した順序で支払っていただきます。

(3)　発電者の料金その他の支払方法は，次によります。

イ　発電者の料金については，ロによって支払われる場合を除き，そのつど，発電者から発電契約者に支払っていただきます。支払われた料金についてはそのつど，当社が指定した金融機関を通じて払い込み等により発電契約者から当社へ引き渡していただきます。

なお，引き渡しにともなう費用は，発電契約者の負担といたします。

ロ　次の場合には，発電者の料金について，当社が指定した金融機関を通じて払い込み等により発電者から支払っていただきます。

なお，支払いにともなう費用は，発電者の負担といたします。

(イ)　発電者が料金を支払期日までに発電契約者に支払われない場合

(ロ)　発電者の料金が発電契約者と発電者との間の電力受給に関する契約に係る料金を上回る場合で，発電契約者と発電者および発電契約者と当社のそれぞれにおいて合意がなされたとき。

(ハ)　その他当社が必要と認めた場合

ハ　発電者の料金について，支払いは，次のときになされたものといたします。

(イ)　イの場合，発電者から発電契約者に支払われたとき。

(ロ)　ロの当社が指定した金融機関を通じた払い込みによる場合，発電者がその金融機関に払い込まれたとき。

ニ　料金が支払期日を経過してなお支払われない場合には，支払期日の翌日から支払いの日までの期間の日数に応じて，料金から消費税等相当額を差し引いた金額に対して，年10パーセント（閏年の日を含む期間についても，365日当たりの割合といたします。）の延滞利息（利息は単利とし，円未満の端数は切り捨てます。）を発電者から申し受けます。

なお，消費税等相当額の単位は，１円とし，その端数は切り捨てます。

また，延滞利息は，原則として，発電者が延滞利息の算定の対象となる料金を支払われた直後に支払義務が発生する料金とあわせて発電者から支払っていただきます。

ホ　発電者の料金は，原則として，支払義務の発生した順序で支払っていただきます。

ヘ　この約款によって支払いを要することとなった発電者の料金，延滞利息および契約超過金以外の債務（保証金，違約金その他この約款から生ずる金銭債務をいいます。）についてはそのつど，当社が指定した金融機関を通じて払い込み等により発電者から支払っていただきます。

なお，支払いにともなう費用は，発電者の負担といたします。

(4)　需要抑制契約者の料金その他の支払方法は，次によります。

イ　需要抑制契約者の料金については毎月，当社が指定した金融機関を通じて払い込み等により需要抑制契約者から支払っていただきます。

なお，支払いにともなう費用は，需要抑制契約者の負担といたします。

ロ　イの当社が指定した金融機関を通じた払い込みによる支払いは，需要抑制契約者がその金融機関に払い込まれたときになされたものといたします。

ハ　料金が支払期日を経過してなお支払われない場合には，支払期日の翌日から支払いの日までの期間の日数に応じて，料金から消費税等相当額を差し引いた金額に対して，年10パーセント（閏年の日を含む期間についても，365日当たりの割合といたします。）の延滞利息（利息は単利とし，円未満の端数は切り捨てます。）を需要抑制契約者から申し受けます。

なお，消費税等相当額の単位は１円とし，その端数は切り捨てます。

また，延滞利息は，原則として，需要抑制契約者が延滞利息の算定の対象となる料金を支払われた直後に支払義務が発生する料金とあわせて需要抑制契約者から支払っていただきます。

ニ　需要抑制契約者の料金は，支払義務の発生した順序で支払っていただきます。

(5)　当社の料金の支払方法は，次によります。

イ　当社の料金については毎月，契約者，発電契約者または需要抑制契約者が指定する金融機関の銀行口座に払い込みによってお支払いいたします。

なお，支払いにともなう費用は，当社で負担いたします。

ロ　料金の支払いは，当社がその金融機関に払い込みしたときになされたものといたします。

ハ　当社が料金を支払期日までに支払わない場合，当社は，支払期日の翌日から起算して支払いの日に至るまで，料金から消費税等相当額を差し引いた金額に対して，年10パーセント（閏年の日を含む期間についても，365日当たりの割合といたします。）の延滞利息（利息は単利とし，円未満の端数は切り捨てます。）を契約者，発電契約者または需要抑制契約者にお支払いいたします。

なお，消費税等相当額の単位は１円とし，その端数は切り捨てます。

また，延滞利息は，原則として，当社が延滞利息の算定の対象となる料金をお支払いした直後に支払義務が発生する料金とあわせてお支払いいたします。

36 保　証　金

(1)　契約者の場合は，次によります。

イ　当社は，次のいずれかに該当する場合で，必要と認められるときは，契約者から，接続供給の開始もしくは再開に先だって，または供給継続の条件として，それぞれ予想月額料金の３月分に相当する金額をこえない範囲で保証金を預けていただきます。

(ｲ)　料金の支払いの延滞があった場合

(ﾛ)　30分ごとの接続対象電力量に対する接続対象計画電力量の割合が急激に低下したこと等によって，31（電力および電力量の算定）(22)によって算定された値が著しく大きい場合または31（電力および電力量の算定）(22)によって算定される値が著しく大きくなることが想定される場合で，接続対象計画電力量が接続対象電力量に比べて著しく不適当と認められ，40（適正契約の保持等）(3)によって当社が使用状態をすみやかに適正なものに修正するよう求めたにもかかわらず，その求めに応じていただけないとき。

(ﾊ)　新たに接続供給を開始し，または契約電力等を増加される場合

ロ　契約者は，当社があらかじめ定め，通知した期日までに保証金を預けていただきます。

ハ　保証金の預かり期間は，２年以内といたします。

ニ　当社は，接続供給契約が消滅した場合または支払期日を経過してなお料金を支払われなかった場合には，保証金を契約者の支払額に充当することがあります。

ホ　当社は，保証金について利息を付しません。

ヘ　当社は，保証金の預かり期間満了前であっても接続供給契約が消滅した場合には，保証金をお返しいたします。ただし，ニにより支払額に充当した場合は，その残額をお返しいたします。

(2)　発電契約者の場合は，次によります。

イ　当社は，支払期日を経過してなお料金を支払われなかったことがあった発電契約者，または新たに発電量調整供給を開始される発電契約者から，発電量調整供給の開始もしくは再開に先だって，または供給継続の条件として，予想月額料金の３月分に相当する金額をこえない範囲で保証金を預けていただくことがあります。

ロ　保証金の預かり期間は，２年以内といたします。

ハ　当社は，発電量調整供給契約が消滅した場合または支払期日を経過してなお料金を支払われなかった場合には，保証金を発電契約者の支払額に充当することがあります。

ニ　当社は，保証金について利息を付しません。

ホ　当社は，保証金の預かり期間満了前であっても発電量調整供給契約が消滅した場合には，保証金をお返しいたします。ただし，ハにより支払額に充当した場合は，その残額をお返しいたします。

(3)　発電者の場合は，次によります。

イ　当社は，支払期日を経過してなお料金を支払われなかったことがあった発電者，新たに受電地点を設定される発電者または同時最大受電電力を増加される発電者から，系統連系受電サービスの開始もしくは再開に先だって，または系統連系受電サービス継続の条件として，予想月額料金の３月分に相当する金額をこえない範囲で保証金を預けていただくことがあります。

ロ　保証金の預かり期間は，２年以内といたします。

ハ　当社は，系統連系受電契約が消滅した場合または支払期日を経過してなお料金を支払われなかった場合には，保証金を発電者の支払額に充当することがあります。

ニ　当社は，保証金について利息を付しません。

ホ　当社は，保証金の預かり期間満了前であっても系統連系受電契約が消滅した場合には，保証金をお返しいたします。ただし，ハにより支払額に充当した場合は，その残額をお返しいたします。

(4)　需要抑制契約者の場合は，次によります。

イ　当社は，支払期日を経過してなお料金を支払われなかったことがあった需要抑制契約者，または新たに需要抑制量調整供給を開始される需要抑制契約者から，需要抑制量調整供給の開始もしくは再開に先だって，または供給継続の条件として，予想月額料金の３月分に相当する金額をこえない範囲で保証金を預けていただくことがあります。

ロ　保証金の預かり期間は，２年以内といたします。

ハ　当社は，需要抑制量調整供給契約が消滅した場合または支払期日を経過してなお料金を支払われなかった場合には，保証金を需要抑制契約者の支払額に充当することがあります。

ニ　当社は，保証金について利息を付しません。

ホ　当社は，保証金の預かり期間満了前であっても需要抑制量調整供給契約が消滅した場合には，保証金をお返しいたします。ただし，ハにより支払額に充当した場合は，その残額をお返しいたします。

37　連　帯　責　任

１接続供給契約において契約者が複数となる場合，接続対象計画差対応補給電力料金，給電指令時補給電力料金等に係る金銭債務および接続供給契約の履行に関する事項（接続送電サービス料金，臨時接続送電サービス料金，

予備送電サービス料金，契約超過金，違約金または工事費負担金等に係る金銭債務を除きます。）については，複数の契約者全員が連帯して責任を負うものといたします。

Ⅴ 供　　給

38　託送供給等の実施

(1)　接続供給の場合

イ　電力量については，次のとおりにしていただきます。

(ｲ)　契約者は，別表９（需要計画・調達計画・販売計画）に定める翌日計画および当日計画の需要想定値が30分ごとに接続対象電力量と一致するようにしていただきます。

(ﾛ)　契約者は，別表９（需要計画・調達計画・販売計画）に定める翌日計画および当日計画の需要想定値に対する取引計画（調達計画から販売計画を差し引いたものといたします。）が30分ごとに別表９（需要計画・調達計画・販売計画）に定める翌日計画および当日計画の需要想定値と一致するようにしていただきます。

ロ　契約者は，接続供給の実施に先だち，需要計画，調達計画および販売計画を当社所定の様式により電力広域的運営推進機関を通じて当社に通知していただきます。この場合，当社は，契約者が通知した需要計画，調達計画または販売計画が不適当と認められる場合には，すみやかに適正なものに修正していただきます。

ハ　原則として，需要計画，調達計画および販売計画の通知の期限および通知の内容は別表９（需要計画・調達計画・販売計画）のとおりといたします。

ニ　15（供給および契約の単位）(2)イ(ｲ)により当社が分割接続供給を行なう場合，９（検討および契約の申込み）(4)イ(ﾇ) c の契約者は，分割接続供給の実施に先だち，通告電力量を当社所定の様式により電力広域的運営推進機関を通じて当社に通知していただきます。

なお，通知の期限はあらかじめ双方の契約者と当社との協議によって定めます。

また，当社は，契約者が通知した通告電力量が不適当と認められる場合には，すみやかに適正なものに修正していただきます。

ホ　契約者は，当社が系統運用上の必要に応じてハに定める内容以外の計画を求めた場合は，すみやかに，原則として電力広域的運営推進機関を通じて，当社に通知していただきます。

ヘ　契約者がロもしくはホで通知した計画またはニで通知した通告電力量を変更する必要が生じた場合には，すみやかに，原則として電力広域的運営推進機関を通じて，当社に通知していただきます。

ト　当社は，電気の需給状況，供給設備の状況その他によって，契約者から通知された計画の調整を行なうことがあります。

チ　当社は，系統運用上の制約その他によって，低圧で供給する場合を除き，契約者または需要者に給電指令を行なうことがあります。この場合，契約者および需要者は当社の給電指令にしたがっていただきます。

なお，当社は，39（給電指令の実施等）および75（保安等に対する発電者および需要者の協力）(4)に定める事項その他系統運用上必要な事項について，需要者と別途申合書を作成いたします。

(2)　振替供給の場合

イ　契約者は，当社が系統運用上の必要に応じて当社が指定する計画を求めた場合は，すみやかに，原則として電力広域的運営推進機関を通じて，当社に通知していただきます。

ロ　契約者がイで通知した計画を変更する必要が生じた場合には，すみやかに，原則として電力広域的運営推進機関を通じて，当社に通知していただきます。

ハ　当社は，系統運用上の制約その他によって，契約者に給電指令を行なうことがあります。この場合，契約者は当社の給電指令にしたがっていただきます。

(3)　発電量調整供給の場合

イ　電力量については，次のとおりにしていただきます。

（ｲ）　発電契約者は，別表10（発電計画・調達計画・販売計画）に定める翌日計画および当日計画の発電計画と調達計画の合計値が30分ごとに販売計画の値と一致するようにしていただきます。

（ﾛ）　発電契約者は，発電量調整受電電力量を，30分ごとに別表10（発電計画・調達計画・販売計画）に定める翌日計画および当日計画の発電計画と一致するようにしていただきます。

ロ　発電契約者は，発電量調整供給の実施に先だち，発電計画，調達計画および販売計画を当社所定の様式により電力広域的運営推進機関を通じて当社に通知していただきます。この場合，当社は，発電契約者が通知した発電計画，調達計画または販売計画が不適当と認められる場合には，すみやかに適正なものに修正していただきます。

ハ　原則として，発電計画，調達計画および販売計画の通知の期限および通知の内容は別表10（発電計画・調達計画・販売計画）のとおりといたします。

ニ　発電契約者は，当社が系統運用上の必要に応じてハに定める内容以外の計画を求めた場合は，すみやかに，原則として電力広域的運営推進機関を通じて，当社に通知していただきます。

ホ　当社は，供給設備の状況その他によって，発電契約者から通知された計画の調整を行なうことがあります。

ヘ　発電契約者は，受電地点において他の発電量調整供給等と同一計量する場合は，発電者と協議のうえ，原則として，ロの発電計画の通知にあわせて，受電地点において計量される電力量の仕訳に係る順位を電力広域的運営推進機関を通じて当社に通知していただきます。

ト　発電契約者がロもしくはニで通知した計画またはヘで通知した順位を変更する必要が生じた場合には，すみやかに，原則として電力広域的運営推進機関を通じて，当社に通知していただきます。

なお，発電契約者が希望される場合で，運用方法の基本事項等について当社が確認できるときには，あらかじめ定めた発電場所について，別表10（発電計画・調達計画・販売計画）に定める当日計画を変更するときに限り，発電者を通じてこの変更を行なうことができます。この場合，当社は，あらかじめ発電契約者および発電者と協議のうえ必要な事項について別途申合書を作成いたします。

チ　当社は，系統運用上の制約その他によって，低圧で受電する場合を除き，発電契約者または発電者に給電指令を行なうことがあります。この場合，発電契約者および発電者は当社の給電指令にしたがっていただきます。

なお，当社は，39（給電指令の実施等）および75（保安等に対する発電者および需要者の協力）(4)に定める事項その他系統運用上必要な事項について，発電者と別途申合書を作成いたします。

(4)　需要抑制量調整供給の場合

イ　電力量については，次のとおりにしていただきます。

(ｲ)　需要抑制契約者は，別表11（需要抑制計画・調達計画・販売計画・ベースライン）に定める翌日計画および当日計画の調達計画が30分ごとに販売計画の値と一致するようにしていただきます。

(ﾛ)　需要抑制契約者は，需要抑制量調整受電電力量を，30分ごとに別表11（需要抑制計画・調達計画・販売計画・ベースライン）に定める翌日計画および当日計画の需要抑制計画と一致するようにしていただきます。

ロ　需要抑制契約者は，需要抑制量調整供給の実施に先だち，需要抑制計画，調達計画，販売計画およびベースラインを当社所定の様式により電力広域的運営推進機関を通じて当社に通知していただきます。この場合，当社は，需要抑制契約者が通知した需要抑制計画，調達計画，販売計画およびベースラインが不適当と認められる場合には，すみやかに適正なものに修正していただきます。

ハ　原則として，需要抑制計画，調達計画，販売計画およびベースラインの通知の期限および通知の内容は別表11（需要抑制計画・調達計画・販

売計画・ベースライン）のとおりといたします。

ニ　需要抑制契約者は，当社が系統運用上の必要に応じてハに定める内容以外の計画を求めた場合は，すみやかに，原則として電力広域的運営推進機関を通じて，当社に通知していただきます。

ホ　当社は，供給設備の状況その他によって，需要抑制契約者から通知された計画の調整を行なうことがあります。

ヘ　需要抑制契約者は，需要抑制を行なう需要場所において他の需要抑制量調整供給とあわせて需要抑制を行なう場合は，需要者と協議のうえ，ロの需要抑制計画の通知にあわせて，需要抑制量調整受電電力量の仕訳に係る順位を電力広域的運営推進機関を通じて当社に通知していただきます。

ト　需要抑制契約者がロもしくはニで通知した計画またはヘで通知した順位を変更する必要が生じた場合には，すみやかに，原則として電力広域的運営推進機関を通じて，当社に通知していただきます。

39　給電指令の実施等

(1)　当社は，系統運用上の制約その他によって必要な場合には，38（託送供給等の実施）(3)ホにかかわらず，発電者に定期検査または定期補修の時期を変更していただくことがあります。

(2)　当社は，低圧で受電または供給する場合を除き，次の場合には，契約者，発電契約者，発電者または需要者に給電指令を行ない，発電者の発電もしくは放電または需要者の電気の使用を制限し，もしくは中止し，または振替供給もしくは発電量調整供給の全部もしくは一部を中止することがあります。この場合，当社は，あらかじめその旨を広告その他によって発電者または需要者にお知らせいたします。ただし，緊急やむをえない場合は，当社は，給電指令を行なうことなく，発電者の発電もしくは放電または需要者の電気の使用を制限し，もしくは中止し，または振替供給もしくは発電量調整供給の全部または一部を中止することがあります。

イ　当社が維持および運用する供給設備に故障が生じ，または故障が生ずるおそれがある場合

ロ　当社が維持および運用する供給設備の点検，修繕，変更その他の工事上やむをえない場合

ハ　系統全体の需要が大きく低下し，調整電源による対策の実施にもかかわらず，原子力発電または水力発電等を抑制する必要が生じた場合

ニ　振替供給の場合で，当社の供給区域内の需要に対する電気の供給に支障が生じ，または支障が生ずるおそれがあるとき。

ホ　イおよびロ以外の場合で，送電設備および変電設備で構成される電力

系統のうち，当社の供給区域における最上位電圧から二階級の送電設備および変電設備で構成される電力系統ならびに当社が指定した電力系統（以下「基幹系統」といいます。）における電気の潮流が系統安定度等にもとづき算定される運用可能な容量を超過し，または超過するおそれがあり，発電設備等の出力を抑制する必要が生じたとき。

ヘ　イおよびロ以外の場合で，送電設備および変電設備で構成される電力系統のうち，基幹系統および当社以外の一般送配電事業者との会社間連系点に至る供給設備以外の電力系統（以下「ローカル系統」といいます。）における電気の潮流が系統安定度等にもとづき算定される運用可能な容量を超過し，または超過するおそれがあり，発電設備等の出力を抑制する必要が生じたとき。

ト　その他電気の需給上または保安上必要がある場合

(3)　当社は，低圧で受電または供給する場合で，(2)イ，ロ，ホ，ヘまたはトのときには，発電者の発電もしくは放電または需要者の電気の使用を制限し，もしくは中止し，または振替供給もしくは発電量調整供給の全部もしくは一部を中止することがあります。

なお，この場合には，当社は，あらかじめその旨を広告その他によって発電者または需要者にお知らせいたします。ただし，緊急やむをえない場合は，この限りではありません。

(4)　当社は，接続供給において，受電地点を会社間連系点とする電気に係る振替供給契約にもとづく給電指令等により，原則として30分ごとの実需給の開始時刻の１時間前以降に当該振替供給等の全部または一部を中止された場合（会社間連系点等における電気の潮流が，系統安定度等にもとづき算定される運用可能な容量を超過することにともなう場合に限ります。）は，供給地点における電気の供給に系統運用上の制約がある場合を除き，当該振替供給等の中止の解除までの間，これにより生じた小売電気事業，特定送配電事業または自己等への電気の供給の用に供する電気の不足電力の補給にあてるための電気を供給いたします。

(5)　当社は，発電量調整供給において，(2)イ，ロ，ホ，ヘまたはトの場合で，給電指令等により，原則として30分ごとの実需給の開始時刻の１時間前以降に発電者の発電もしくは放電を制限し，または中止したときは，供給地点における電気の供給に系統運用上の制約がある場合を除き，当該発電もしくは放電の制限または中止の解除までの間，これにより生じた小売電気事業，特定送配電事業または自己等への電気の供給の用に供する電気の不足電力の補給にあてるための電気を供給いたします。ただし，発電量調整供給に係る発電設備等が調整電源に該当する場合（当該発電設備等に故障等が生じたときを除きます。）は適用いたしません。

(6)　当社は，発電量調整供給において，(2)ハの場合で，給電指令等により，原則として30分ごとの実需給の開始時刻の１時間前以降に発電者の発電もしくは放電を制限し，または中止したときは，当該発電もしくは放電の制限または中止の解除までの間，これにより生じた小売電気事業，特定送配電事業または自己等への電気の供給の用に供する電気の不足電力の補給にあてるための電気を供給いたします。ただし，発電量調整供給に係る発電設備等が調整電源に該当する場合（当該発電設備等に故障等が生じたときを除きます。）は適用いたしません。

(7)　当社は，(2)または(3)によって，発電者の発電もしくは放電または需要者の電気の使用を制限し，または中止した場合，これにともなう料金の減額は行ないません。

(8)　予備送電サービスの使用を制限し，または中止した場合，これにともなう料金の減額は行ないません。

(9)　当社は，(2)イの場合で，発電量調整供給に係る発電設備等に対してＮ－１電制を実施したときは，これにより生じた小売電気事業，特定送配電事業または自己等への電気の供給の用に供する電気の不足電力量（以下「Ｎ－１電制時調達不足電力量」といいます。）の調達に要した費用の実費相当額に，Ｎ－１電制が実施された発電設備等を再度起動するために要した燃料費等の費用の実費を加えた金額から，Ｎ－１電制が実施されなかったとしたときにその発電設備等がＮ－１電制時調達不足電力量を発電または放電するのに要したであろう費用に相当する金額を差し引いた金額について，電力広域的運営推進機関が認める範囲においてＮ－１電制オペレーション費用として発電契約者にお支払いいたします。

40　適正契約の保持等

(1)　当社は，契約者，発電契約者，発電者または需要抑制契約者との接続供給契約，振替供給契約，発電量調整供給契約，系統連系受電契約または需要抑制量調整供給契約が使用状態，発電・放電状態または需要抑制状態に比べて不適当と認められる場合には，その契約をすみやかに適正なものに変更していただきます。

(2)　当社は，発電量調整受電電力が契約受電電力または同時最大受電電力をこえる場合等，発電契約者との発電量調整供給契約が発電・放電状態に比べて不適当と認められるときには，その契約受電電力または同時最大受電電力をすみやかに適正なものに変更していただきます。

(3)　当社は，31（電力および電力量の算定）(22)もしくは(23)によって算定された値が頻繁に著しく乖離する場合，31（電力および電力量の算定）(20)イもしくは(21)イによって算定された値が頻繁に著しく乖離する場合，31（電

力および電力量の算定）(20)ロもしくは(21)ロによって算定された値が頻繁に著しく乖離する場合（いずれの場合も，給電指令時補給電力量として算定された値を除きます。），31（電力および電力量の算定）(24)もしくは(25)によって算定された値が著しく大きい場合または31（電力および電力量の算定）(17)のベースラインもしくは分割接続供給における通告電力量が著しく不適当と認められる場合等，契約者との接続供給契約に比べて使用状態が不適当と認められる場合，発電契約者との発電量調整供給契約に比べて発電・放電状態が不適当と認められる場合または需要抑制契約者との需要抑制量調整供給契約に比べて需要抑制状態が不適当と認められる場合には，使用状態，発電・放電状態または需要抑制状態をすみやかに適正なものに修正していただきます。

41 契約超過金

(1) 契約者が接続送電サービス契約電力，臨時接続送電サービス契約電力または予備送電サービス契約電力をこえて電気を使用された場合には，当社の責めとなる理由による場合を除き，当社は，契約超過電力に接続送電サービスもしくは臨時接続送電サービスの該当基本料金率または予備送電サービスの該当料金率を乗じてえた金額をその１月の力率により割引または割増ししたもの（ただし，予備送電サービス契約電力をこえて電気を使用された場合は，力率による割引または割増しをいたしません。）の1.5倍に相当する金額を，契約超過金として契約者から申し受けます。

なお，この場合，契約超過電力とは，その１月の最大需要電力等から接続送電サービス契約電力，臨時接続送電サービス契約電力または予備送電サービス契約電力を差し引いた値といたします。

また，当社が分割接続供給を行なう供給地点において，いずれかの契約者が接続送電サービス契約電力，臨時接続送電サービス契約電力または予備送電サービス契約電力をこえて電気を使用された場合は，それぞれの契約者に係る接続送電サービス，臨時接続送電サービスまたは予備送電サービスにおける契約超過金とあわせて，33（料金の算定）(12)，(13)または(14)にもとづき料金の調整を行なうために，１供給地点につき，１接続送電サービス，１臨時接続送電サービスまたは１予備送電サービスを適用したときの契約超過金を算定し，それぞれの契約者に係る接続送電サービス，臨時接続送電サービスまたは予備送電サービスにおける契約超過金の合計と，１供給地点につき，１接続送電サービス，１臨時接続送電サービスまたは１予備送電サービスを適用した場合における契約超過金との間に差が生ずるときは，33（料金の算定）(12)，(13)または(14)に準じて契約超過金の調整を行ないます。

(2)　発電者が同時最大受電電力をこえて発電または放電された場合には，当社の責めとなる理由による場合を除き，当社は，契約超過受電電力に系統連系受電サービスの基本料金率を乗じてえた金額の1.5倍に相当する金額を，契約超過金として発電者から申し受けます。

なお，この場合，契約超過受電電力は，次によって受電地点ごとに，発電バランシンググループごとに定めます。

イ　発電場所が１発電バランシンググループに属している場合

(ｲ)　同時最大受電電力が発電設備等に係る供給地点の接続送電サービス契約電力（発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は，１接続送電サービスを適用したときのその１月の接続送電サービス契約電力といたします。）を上回る場合または発電設備等に係る供給地点において電灯定額接続送電サービスが適用されている場合

その１月の最大連系電力等から同時最大受電電力を差し引いた値といたします。

(ﾛ)　同時最大受電電力が発電設備等に係る供給地点の接続送電サービス契約電力（発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は，１接続送電サービスを適用したときのその１月の接続送電サービス契約電力といたします。）を下回る場合

その１月の最大連系電力等から発電設備等に係る供給地点の接続送電サービス契約電力（発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は，１接続送電サービスを適用したときのその１月の接続送電サービス契約電力といたします。）を差し引いた値といたします。ただし，差し引いた値が零を下回る場合は，契約超過金を申し受けません。

ロ　発電場所が複数の発電バランシンググループに属している場合

(ｲ)　同時最大受電電力が発電設備等に係る供給地点の接続送電サービス契約電力（発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は，１接続送電サービスを適用したときのその１月の接続送電サービス契約電力といたします。）を上回る場合または発電設備等に係る供給地点において電灯定額接続送電サービスが適用されている場合

発電バランシンググループごとの契約超過受電電力は，その１月の最大連系電力等を契約受電電力の比であん分してえた値から同時最大受電電力を契約受電電力の比であん分してえた値を差し引いた値といたします。

(ﾛ)　同時最大受電電力が発電設備等に係る供給地点の接続送電サービス

契約電力（発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は，１接続送電サービスを適用したときのその１月の接続送電サービス契約電力といたします。）を下回る場合

発電バランシンググループごとの契約超過受電電力は，その１月の最大連系電力等を契約受電電力の比であん分してえた値から発電設備等に係る供給地点のその１月の接続送電サービス契約電力（発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は，１接続送電サービスを適用したときのその１月の接続送電サービス契約電力といたします。）を契約受電電力の比であん分してえた値を差し引いた値といたします。ただし，差し引いた値が零を下回る場合は，契約超過金を申し受けません。

ハ　イおよびロにおいて，契約超過受電電力の算定上，次のものについても接続送電サービス契約電力１キロワットとみなします。

(ｲ)　臨時接続送電サービス契約電力（発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は，１臨時接続送電サービスを適用したときの臨時接続送電サービス契約電力といたします。）１キロワット

(ﾛ)　接続送電サービス契約容量または臨時接続送電サービス契約容量１キロボルトアンペア

(ﾊ)　電灯臨時定額接続送電サービスにおける契約負荷設備の総容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，各契約負荷設備ごとに別表４〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）１キロボルトアンペア

ただし，電灯臨時定額接続送電サービスにおける契約負荷設備の総容量の端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。

(ﾆ)　附則２（揚水発電設備等が設置された需要場所に接続供給を行なう場合の特別措置）の適用を受けている場合の接続供給課金対象電力（揚水発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は，１接続送電サービスまたは１臨時接続送電サービスを適用したときの接続供給課金対象電力といたします。）１キロワット

(3)　契約超過金の支払期日および支払方法については，次のとおりといたします。

イ　契約者の場合

契約電力をこえて電気を使用された月の検針日が供給側料金算定日となる日程等別料金（該当する日程等別料金がない場合は，供給側料金算定日が直後の日程等別料金といたします。）の支払期日までに，原則として，その日程等別料金とあわせて支払っていただきます。

ロ　発電者の場合

同時最大受電電力をこえて発電または放電された月の検針日が受電側料金算定日となる系統連系受電サービス料金（該当する系統連系受電サービス料金がない場合は，受電側料金算定日が直後の系統連系受電サービス料金といたします。）の支払期日までに，原則として，その系統連系受電サービス料金とあわせて支払っていただきます。

42　力率の保持

(1)　低圧で供給する場合

イ　接続供給における供給地点ごとの力率は，原則として，電灯定額接続送電サービス，電灯標準接続送電サービス，電灯時間帯別接続送電サービス，電灯従量接続送電サービス，電灯臨時定額接続送電サービスまたは電灯臨時接続送電サービスの適用を受ける供給地点については90パーセント以上，その他の供給地点については85パーセント以上に保持していただきます。

ロ　進相用コンデンサを取り付ける場合は，それぞれの電気機器ごとに取り付けていただきます。ただし，やむをえない事情によって，２以上の電気機器に対して一括して取り付ける場合は，進相用コンデンサの開放により，軽負荷時の力率が進み力率とならないようにしていただきます。

なお，進相用コンデンサは，別表12（進相用コンデンサ取付容量基準）を基準として取り付けていただきます。

(2)　高圧または特別高圧で供給する場合

イ　接続供給における供給地点ごとの力率は，原則として85パーセント以上に保持していただきます。

なお，軽負荷時には進み力率とならないように進相用コンデンサを開放していただきます。また，契約者の負担で適当な調整装置を施設していただくことがあります。

ロ　当社は，当社の系統が軽負荷のため進み力率となるおそれがある場合等技術上必要がある場合には，進相用コンデンサの開閉をお願いすることおよび接続する進相用コンデンサ容量を協議させていただくことがあります。

なお，この場合の当該供給地点の１月の力率は，必要に応じて契約者と当社との協議（分割接続供給の場合は，双方の契約者と当社との協議といたします。）によって定めます。

43　発電場所および需要場所への立入りによる業務の実施

当社は，次の業務を実施するため，発電者の承諾をえて発電者の土地もし

くは建物に，または需要者の承諾をえて需要者の土地もしくは建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合（託送供給または発電量調整供給の終了後の立入りとなる場合を含みます。）には，正当な理由がない限り，立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。

なお，発電者または需要者のお求めに応じ，係員は，所定の証明書を提示いたします。

(1) 受電地点に至るまでの当社の供給設備および供給地点に至るまでの当社の供給設備または計量器等発電場所内および需要場所内の当社の電気工作物の設計，施工（取付けおよび取外しを含みます。），改修または検査

(2) 75（保安等に対する発電者および需要者の協力）によって必要な発電者または需要者の電気工作物の検査等の業務

(3) 不正な電気の使用の防止等に必要な，発電者もしくは需要者の電気機器の試験，契約負荷設備，契約主開閉器もしくはその他電気工作物の確認もしくは検査または発電者もしくは需要者の電気の使用用途の確認

(4) 計量器の検針または計量値の確認

(5) 45（託送供給等の停止），53（契約の廃止）または55（解約等）により必要な処置

(6) その他この約款によって，接続供給契約，振替供給契約，発電量調整供給契約および系統連系受電契約の成立，変更もしくは終了等に必要な業務または当社の電気工作物にかかわる保安の確認に必要な業務

44 託送供給等にともなう協力

(1) 発電者または需要者が次の原因等により他者の電気の使用を妨害し，もしくは妨害するおそれがある場合，または当社もしくは他の電気事業者の電気工作物に支障を及ぼし，もしくは支障を及ぼすおそれがある場合（この場合の判定は，その原因となる現象が最も著しいと認められる地点で行ないます。）には，託送供給契約については契約者の負担で，発電量調整供給契約については発電契約者の負担で，必要な調整装置または保護装置を発電場所または需要場所に施設していただくとともに，とくに必要がある場合には，託送供給契約については契約者の負担で，発電量調整供給契約については発電契約者の負担で，当社が供給設備を変更し，または専用供給設備を施設いたします。

イ 負荷等の特性によって各相間の負荷が著しく平衡を欠く場合

ロ 負荷等の特性によって電圧または周波数が著しく変動する場合

ハ 負荷等の特性によって波形に著しいひずみを生ずる場合

ニ 著しい高周波または高調波を発生する場合

ホ その他イ，ロ，ハまたはニに準ずる場合

(2)　発電者または需要者が発電設備等を当社の供給設備に電気的に接続して使用される場合は，(1)に準じて取り扱います。

なお，この場合の料金その他の連系条件は，別に定める発電設備系統連系サービス要綱によります。

45　託送供給等の停止

(1)　契約者，発電契約者，発電者または需要者が次のいずれかに該当する場合には，当社は，当該託送供給または発電量調整供給を停止することがあります。

イ　契約者，発電契約者，発電者または需要者の責めとなる理由により生じた保安上の危険のため緊急を要する場合

ロ　発電場所内または需要場所内の当社の電気工作物を故意に損傷し，または亡失して，当社に重大な損害を与えた場合

ハ　62（引込線の接続）に反して，当社の電線路または引込線と発電者の電気設備または需要者の電気設備との接続を行なった場合

(2)　契約者，発電契約者，発電者または需要者が次のいずれかに該当し，当社が契約者，発電契約者または発電者にその旨を警告しても改めない場合には，当社は，当該託送供給または発電量調整供給を停止することがあります。

イ　契約者，発電契約者，発電者または需要者の責めとなる理由により保安上の危険がある場合

ロ　電気工作物の改変等によって不正に当社の電線路を使用，電気を使用または発電もしくは放電された場合

ハ　契約負荷設備以外の負荷設備によって電気を使用された場合

ニ　動力標準接続送電サービス，動力時間帯別接続送電サービス，動力従量接続送電サービス，動力臨時定額接続送電サービスまたは動力臨時接続送電サービスの場合で，変圧器，発電設備等その他を介して，電灯または小型機器を使用されたとき。

ホ　43（発電場所および需要場所への立入りによる業務の実施）に反して，当社の係員の立入りによる業務の実施を正当な理由なく拒否された場合

ヘ　44（託送供給等にともなう協力）によって必要となる措置を講じられない場合

(3)　契約者，発電契約者または発電者が次のいずれかに該当し，当社が契約者，発電契約者または発電者にその改善を求めた場合で，40（適正契約の保持等）に定める適正契約への変更および適正な使用状態または発電・放電状態への修正に応じていただけないときには，当社は，当該託送供給または発電量調整供給を停止することがあります。

イ　接続送電サービス契約電力をこえて接続送電サービスを使用される場合

ロ　臨時接続送電サービス契約電力をこえて臨時接続送電サービスを使用される場合

ハ　予備送電サービス契約電力をこえて予備送電サービスを使用される場合

ニ　発電量調整受電電力が契約受電電力または同時最大受電電力をこえる場合

ホ　接続供給電力が接続送電サービス契約電力を継続して下回る場合（19〔接続送電サービス〕(3)イ(ニ)に定める電灯従量接続送電サービス，19〔接続送電サービス〕(3)イ(ト)に定める動力従量接続送電サービス，19〔接続送電サービス〕(3)ロ(ハ)に定める高圧従量接続送電サービスまたは19〔接続送電サービス〕(3)ハ(ハ)に定める特別高圧従量接続送電サービスの適用を受ける場合に限ります。）

(4)　発電者または需要者がその他この約款に反した場合には，当社は，当該託送供給または発電量調整供給を停止することがあります。

(5)　(1)から(4)によって当該託送供給または発電量調整供給を停止する場合には，当社は，当社の供給設備または発電者もしくは需要者の電気設備において，託送供給または発電量調整供給の停止のための適当な処置を行ないます。

なお，この場合には，必要に応じて発電者および需要者に協力をしていただきます。

また，停止のための適当な処置を行なう場合には，その旨を文書等により発電者または需要者にお知らせすることがあります。

46　託送供給等の停止の解除

45（託送供給等の停止）によって託送供給または発電量調整供給を停止した場合で，契約者，発電契約者，発電者または需要者がその理由となった事実を解消したときには，当社は，すみやかに当該託送供給または発電量調整供給を再開いたします。

47　託送供給等の停止期間中の料金

45（託送供給等の停止）によって託送供給または発電量調整供給を停止した場合には，その停止期間中については，まったく電気を使用しない場合またはまったく発電もしくは放電しない場合の月額料金を33（料金の算定）により日割計算をして，料金を算定いたします。

48 違　約　金

(1)　契約者，発電契約者，発電者または需要者が次のいずれかに該当し，そのために料金の全部または一部の支払いを免れた場合には，当社は，その免れた金額の３倍に相当する金額を，違約金として接続供給契約については契約者から，発電量調整供給契約については発電契約者から，系統連系受電契約については発電者から申し受けます。

イ　１（適用）に定める用途以外の用途に電気を使用された場合

ロ　45（託送供給等の停止）(2)ロ，ハまたはニの場合

(2)　(1)の免れた金額は，この約款に定められた供給条件にもとづいて算定された金額と，不正な使用方法または発電・放電方法にもとづいて算定された金額との差額といたします。

(3)　不正に使用した期間または不正に発電もしくは放電した期間が確認できない場合は，６月以内で当社が決定した期間といたします。

49　損害賠償の免責

(1)　11（託送供給等の開始）(2)によって託送供給または電力量調整供給の開始日を変更した場合，39（給電指令の実施等）によって発電者の発電もしくは放電または需要者の電気の使用を制限し，または中止した場合，または発電者の発電設備等に連系する当社の供給設備の事故により発電者の発電もしくは放電を制限し，または中止した場合には，当社は，契約者，発電契約者，需要抑制契約者，発電者または需要者の受けた損害について賠償の責めを負いません。ただし，当社の責めとなる理由による場合は，この限りではありません。

(2)　45（託送供給等の停止）によって託送供給もしくは発電量調整供給を停止した場合または55（解約等）によって接続供給契約，振替供給契約，発電量調整供給契約，系統連系受電契約もしくは需要抑制量調整供給契約を解約した場合には，当社は，契約者，発電契約者，需要抑制契約者，発電者または需要者の受けた損害について賠償の責めを負いません。

(3)　45（託送供給等の停止）によって停止のための適当な処置を行なう旨を文書等により発電者もしくは需要者にお知らせした場合または55（解約等）によって契約者もしくは発電契約者が55（解約等）(1)ロに該当する旨を文書等により発電者もしくは需要者にお知らせした場合には，当社は，契約者，発電契約者，需要抑制契約者，発電者または需要者の受けた損害について賠償の責めを負いません。

(4)　契約者，発電契約者，発電者および需要者が９（検討および契約の申込み）(8)の措置を講じなかったことによって生じた損害については，当社は，その賠償の責めを負いません。

(5)　当社に故意または過失がある場合を除き，当社は，契約者，発電契約者，需要抑制契約者，発電者または需要者が漏電その他の事故により受けた損害について賠償の責めを負いません。

50　設備の賠償

契約者，発電契約者，発電者または需要者が故意または過失によって，発電場所内または需要場所内の当社の電気工作物，電気機器その他の設備を損傷し，または亡失した場合は，その設備について次の金額を託送供給契約については契約者に，発電量調整供給契約については発電契約者に賠償していただきます。

(1)　修理可能の場合
　　修理費

(2)　亡失または修理不可能の場合
　　帳簿価額と取替工費との合計額

Ⅵ　契約の変更および終了

51　契約の変更

(1)　接続供給契約，振替供給契約，発電量調整供給契約，系統連系受電契約または需要抑制量調整供給契約の内容に変更が生ずる場合は，Ⅱ（契約の申込み）に定める新たに接続供給契約，振替供給契約，発電量調整供給契約，系統連系受電契約または需要抑制量調整供給契約を希望される場合に準じて接続供給契約，振替供給契約，発電量調整供給契約，系統連系受電契約または需要抑制量調整供給契約を変更するものとし，すみやかに当社に変更を申し出ていただきます。

(2)　契約電力等，契約受電電力または同時最大受電電力の減少を希望される場合の(1)による契約の変更は，次のとおりといたします。

ただし，当社の供給設備を同一条件で継続して利用または反復して利用されることが想定されるにもかかわらず，発電契約者から，発電設備等の検査，補修，休止等の理由により契約受電電力または同時最大受電電力の減少の申出がある場合は，正当な理由がない限り，契約受電電力または同時最大受電電力の減少はできないものといたします。

イ　契約者または発電契約者は，あらかじめ契約電力等，契約受電電力または同時最大受電電力の減少希望日を定めて，当社に申し出ていただきます。この場合，当社は，原則として，契約者または発電契約者が申し出た契約電力等，契約受電電力または同時最大受電電力の減少希望日に契約電力等，契約受電電力または同時最大受電電力を減少させるための適当な処置を行ないます。

ロ　契約電力等，契約受電電力または同時最大受電電力は，次の場合を除き，契約者または発電契約者が当社に申し出た減少希望日に減少いたします。

(ｲ)　当社が契約者または発電契約者からの申出を減少希望日の翌日以降に受けた場合は，申出を受けた日に契約電力等，契約受電電力または同時最大受電電力が減少したものといたします。

(ﾛ)　当社の責めとならない理由（非常変災等の場合を除きます。）により契約電力等，契約受電電力または同時最大受電電力を減少させるための処置ができない場合は，契約電力等，契約受電電力または同時最大受電電力を減少させるための処置が可能となった日に減少するものといたします。

(3)　低圧で供給する場合で，需要者が小売電気事業者の変更を希望され，契約者が接続供給契約を変更するときの(1)による接続供給契約の変更は，次のとおりといたします。

イ　需要者への電気の供給を廃止される契約者は，あらかじめ当該需要者に係る供給地点への託送供給の廃止希望日を定めて，当社に申し出ていただきます。ただし，廃止申込みがロの開始申込みより先だって行なわれた場合で，当該需要者への電気の供給を新たに開始される契約者からの当該供給地点への託送供給の開始の申込みが廃止希望日の２暦日前から起算して８営業日前の日の１暦日前（記録型計量器を取り付けている場合は廃止希望日の２暦日前から起算して１営業日前の日の１暦日前といたします。）までに行なわれなかったときには，当社は，当該廃止申込みの承諾を取り消します。

また，廃止日は，当該供給地点への電気の供給を新たに開始される契約者が当社と定めた開始日と同一の日といたします。

ロ　需要者への電気の供給を新たに開始される契約者は，あらかじめ当該需要者に係る供給地点への託送供給の開始希望日を定めて，当社に申し出ていただきます。この場合，当社は，契約者と協議のうえ開始日を定めます。ただし，開始申込みが廃止申込みより先だって行なわれた場合で，当該需要者への電気の供給を廃止される契約者からの当該供給地点への託送供給の廃止の申込みが開始希望日の２暦日前から起算して８営業日前の日の１暦日前（記録型計量器を取り付けている場合は廃止希望日の２暦日前から起算して１営業日前の日の１暦日前といたします。）までに行なわれなかったときには，当社は，当該開始申込みの承諾を取り消します。

ハ　イおよびロにおける営業日は，当社が定めるものとし，契約者にお知らせいたします。

(4)　分割接続供給の場合で，いずれかの契約者に係る接続供給契約の内容に変更が生ずるときは，あらかじめ双方の契約者で協議のうえ，すみやかに当社に変更を申し出ていただきます。

なお，分割接続供給に係る接続供給契約の開始または変更後１年に満たない場合，９（検討および契約の申込み）(4)イ(ヲ) ａ，ｂおよびｄの事項の変更はできないものといたします。

(5)　需要抑制量調整供給契約の場合で，需要者が電力需給に関する契約等を締結している契約者を変更されたときは，需要抑制契約者からの申出がない場合であっても，当社は，需要者の需要場所に係る需要抑制量調整供給を終了させるための処置を行なうことがあります。

なお，この場合には，当社が当該需要場所に係る需要抑制量調整供給を終了させるための処置を行なった日に需要抑制量調整供給契約は変更され，または消滅するものといたします。

(6)　混雑緩和希望者提起による系統増強プロセス（以下「混雑緩和プロセス」

といいます。）により供給設備の変更を希望される場合で，発電契約者が発電量調整供給契約を変更するときの(1)による発電量調整供給契約の変更は，次のとおりといたします。

イ　事前照会の申込み

（イ）　発電契約者は，混雑緩和プロセスの概要検討（以下「概要検討」といいます。）の申込みに先だち，当社所定の様式により，混雑緩和プロセスの事前照会（以下「事前照会」といいます。）の申込みをしていただきます。

（ロ）　当社は，原則として事前照会の申込みから２月以内に検討結果をお知らせいたします。

ロ　概要検討の申込み

（イ）　発電契約者は，混雑緩和プロセス開始の申込みに先だち，当社所定の様式により，イ(ロ)の検討結果をお知らせした日から２月以内に概要検討の申込みをしていただきます。

（ロ）　当社は，原則として概要検討の申込みから３月以内に検討結果をお知らせいたします。

（ハ）　当社は，１受電地点１検討につき22万円を検討料として，概要検討の申込み時に発電契約者から申し受けます。

ハ　混雑緩和プロセス開始の申込み

発電契約者が混雑緩和プロセスを希望される場合で，電力広域的運営推進機関送配電等業務指針に定める混雑緩和プロセスに関する保証金（以下「混雑緩和プロセスに関する保証金」といい，その金額は電力広域的運営推進機関業務規程に定める方法により算定いたします。）を要するときは，混雑緩和プロセスに関する保証金をお支払いいただき，ロ(ロ)の検討結果をお知らせした日から１月以内に混雑緩和プロセス開始の申込みをしていただきます。

なお，発電契約者が追加混雑緩和希望者の募集が開始された混雑緩和プロセスへ参加を希望される場合で，混雑緩和プロセスに関する保証金を要するときは，混雑緩和プロセスに関する保証金をお支払いいただき，募集開始日から２月以内に応募をしていただきます。

また，混雑緩和プロセスにもとづき工事費負担金補償金を定める場合は，当社と工事費負担金の補償に関する契約を締結していただきます。

52　名義の変更

合併その他の原因によって，新たな契約者，発電契約者，発電者または需要抑制契約者が，それまで託送供給または電力量調整供給を受けていた契約者，発電契約者，発電者または需要抑制契約者の当社に対する接続供給契約

もしくは振替供給契約，発電量調整供給契約，系統連系受電契約または需要抑制量調整供給契約についてのすべての権利義務を受け継ぎ，引き続き託送供給または電力量調整供給を希望される場合は，名義変更の手続きによることができます。この場合には，新たな契約者，発電契約者，発電者または需要抑制契約者は，その旨を当社へ当社所定の様式により申し出ていただきます。ただし，新たな契約者，発電契約者または発電者が，それまで託送供給を受けていた契約者の当社に対する自己等への電気の供給の用に供するための接続供給契約もしくは振替供給契約，発電量調整供給契約または系統連系受電契約についてのすべての権利義務を受け継ぎ，引き続き当該接続供給契約もしくは当該振替供給契約，当該発電量調整供給契約または当該系統連系受電契約を希望される場合は，８（契約の要件）(1)リに定める要件を満たすことを文書により証明できるときに限り，名義変更の手続きによることができます。

53　契約の廃止

(1)　契約者が接続供給契約もしくは振替供給契約を廃止しようとされる場合，発電契約者が発電量調整供給契約を廃止しようとされる場合，発電者が系統連系受電契約を廃止しようとされる場合または需要抑制契約者が需要抑制量調整供給契約を廃止しようとされる場合は，契約者，発電契約者，発電者または需要抑制契約者は，あらかじめその廃止期日を定めて，当社へ当社所定の様式により申し出ていただきます。この場合，当社は，原則として，契約者または発電契約者から通知された廃止期日に，当社の供給設備または発電者もしくは需要者の電気設備において，託送供給または発電量調整供給を終了させるための適当な処置を行ないます。

　なお，この場合には，必要に応じて発電者および需要者に協力をしていただきます。

(2)　当社の供給設備を継続して利用または反復して利用されることが想定されるにもかかわらず，発電契約者または発電者から，発電設備等の検査，補修，休止等の理由により発電量調整供給契約または系統連系受電契約の廃止の申出がある場合は，正当な理由がない限り，(1)にかかわらず，発電量調整供給契約または系統連系受電契約の廃止はできないものといたします。

(3)　接続供給契約，振替供給契約，発電量調整供給契約，系統連系受電契約または需要抑制量調整供給契約は，55（解約等）および次の場合を除き，契約者，発電契約者，発電者または需要抑制契約者が当社に通知された廃止期日に消滅いたします。

イ　当社が契約者，発電契約者，発電者または需要抑制契約者の廃止通知

を廃止期日の翌日以降に受けた場合は，通知を受けた日に接続供給契約，振替供給契約，発電量調整供給契約，系統連系受電契約または需要抑制量調整供給契約が消滅したものといたします。

ロ　当社の責めとならない理由（非常変災等の場合を除きます。）により託送供給または発電量調整供給を終了させるための処置ができない場合は，接続供給契約，振替供給契約，発電量調整供給契約または系統連系受電契約は，託送供給または発電量調整供給を終了させるための処置が可能となった日に消滅するものといたします。

(4)　分割接続供給の場合で，いずれかの契約者に係る接続供給契約を廃止しようとされるときは，あらかじめ双方の契約者で協議のうえ，(1)に準じて接続供給契約の廃止を申し出ていただきます。

なお，一方の契約者に係る接続供給契約が廃止された場合，当社は，原則として，他の一方の契約者へ当該供給地点におけるすべての電気について接続供給を行なうことといたします。この場合，当該供給地点においてすべての電気について接続供給を受ける契約者は，51（契約の変更）(1)に準じて接続供給契約を変更していただきます。

(5)　発電量調整供給契約または系統連系受電契約の場合で，発電量調整供給契約または系統連系受電契約を締結している発電場所と同一の場所である需要場所において締結している接続供給契約（発電設備等に係る供給地点の接続供給契約に限ります。）が廃止されたときは，発電契約者または発電者からの申出がない場合であっても，当社は，当該発電場所に係る発電量調整供給を終了させるための処置を行ないます。

なお，この場合には，当社が当該発電場所に係る発電量調整供給を終了させるための処置を行なった日に発電量調整供給契約および系統連系受電契約は変更され，または消滅するものといたします。

(6)　需要抑制量調整供給契約の場合で，需要者が電力需給に関する契約等を締結している契約者が契約を廃止されたときは，需要抑制契約者からの申出がない場合であっても，当社は，需要者の需要場所に係る需要抑制量調整供給を終了させるための処置を行なうことがあります。

なお，この場合には，当社が当該需要場所に係る需要抑制量調整供給を終了させるための処置を行なった日に需要抑制量調整供給契約は変更され，または消滅するものといたします。

54　供給開始後の契約の消滅または変更にともなう料金および工事費の精算

(1)　次の場合には，当社は，接続供給契約の消滅または変更の日に料金および工事費を契約者に，発電量調整供給契約の消滅または変更の日に料金および工事費を発電契約者に，それぞれ精算していただきます。

なお，この場合は，受電地点または供給地点ごとに精算するものといたします。ただし，分割接続供給の場合は，供給地点に係る接続供給契約ごとに精算するものといたします。

イ　接続供給の場合

(ｲ)　低圧で供給する場合

a　契約者が接続送電サービス契約電力または接続送電サービス契約容量を新たに設定し，または増加された後１年に満たないでこれを消滅させる場合は，それまでの期間の接続送電サービス料金について，さかのぼって，新たに設定し，または増加された接続送電サービス契約電力または接続送電サービス契約容量分につき，電灯標準接続送電サービス，電灯時間帯別接続送電サービスまたは電灯従量接続送電サービスの適用を受けていた場合は該当料金の10パーセントを割増ししたものを適用し，動力標準接続送電サービス，動力時間帯別接続送電サービスまたは動力従量接続送電サービスの適用を受けていた場合は該当料金の20パーセントを割増ししたものを適用いたします。

また，当社は，契約者が接続送電サービス契約電力または接続送電サービス契約容量を新たに設定し，または増加されたことにともない新たに施設した供給設備について，72（臨時工事費）の臨時工事費として算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額を精算いたします。

なお，増加後に消滅させる場合には，それぞれの接続供給電力量は，接続送電サービス契約電力または接続送電サービス契約容量の増加分と残余分の比であん分したものといたします。

b　契約者が接続送電サービス契約電力または接続送電サービス契約容量を新たに設定し，または増加された後１年に満たないでこれを減少しようとされる場合は，それまでの期間の接続送電サービス料金について，さかのぼって，減少される接続送電サービス契約電力または接続送電サービス契約容量分につき，電灯標準接続送電サービス，電灯時間帯別接続送電サービスまたは電灯従量接続送電サービスの適用を受けていた場合は該当料金の10パーセントを割増ししたものを適用し，動力標準接続送電サービス，動力時間帯別接続送電サービスまたは動力従量接続送電サービスの適用を受けていた場合は該当料金の20パーセントを割増ししたものを適用いたします。

また，当社の供給設備のうち接続送電サービス契約電力または接続送電サービス契約容量の減少に見合う部分について，72（臨時工事費）の臨時工事費として算定される金額と既に申し受けた工事費

負担金との差額を精算いたします。

なお，この場合には，それぞれの接続供給電力量は，接続送電サービス契約電力または接続送電サービス契約容量の減少分と残余分の比であん分したものといたします。

c　当社が将来の需要等を考慮して供給設備を常置する場合は，ａおよびｂにかかわらず精算いたしません。

d　電灯定額接続送電サービスの適用を受ける場合の料金および工事費の精算は，ａ，ｂおよびｃに準ずるものといたします。

(ﾛ)　高圧または特別高圧で供給する場合

a　契約者が接続送電サービス契約電力または予備送電サービス契約電力を新たに設定し，または増加された後１年に満たないでこれを消滅させる場合は，それまでの期間の接続送電サービス料金または予備送電サービス料金について，さかのぼって，新たに設定し，または増加された契約電力分につき該当料金の20パーセントを割増ししたものを適用いたします。

また，当社は，契約者が接続送電サービス契約電力または予備送電サービス契約電力を新たに設定し，または増加されたことにともない新たに施設した供給設備について，72（臨時工事費）の臨時工事費として算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額を精算いたします。

なお，増加後に消滅させる場合には，それぞれの接続供給電力量は，接続送電サービス契約電力の増加分と残余分の比であん分したものといたします。

b　契約者が接続送電サービス契約電力または予備送電サービス契約電力を新たに設定し，または増加された後１年に満たないでこれを減少しようとされる場合は，それまでの期間の接続送電サービス料金または予備送電サービス料金について，さかのぼって減少契約電力分につき該当料金の20パーセントを割増ししたものを適用いたします。

また，当社の供給設備のうち接続送電サービス契約電力または予備送電サービス契約電力の減少に見合う部分について，72（臨時工事費）の臨時工事費として算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額を精算いたします。

なお，この場合には，それぞれの接続供給電力量は，接続送電サービス契約電力の減少分と残余分の比であん分したものといたします。

c　分割接続供給の場合は，ａおよびｂにかかわらず，次のとおりと

いたします。

(a) 契約者が，１供給地点につき，１接続送電サービスまたは１予備送電サービスを適用した場合の接続送電サービス契約電力または予備送電サービス契約電力を新たに設定し，または増加された後１年に満たないでこれを消滅させる場合は，それまでの期間の双方の契約者に係る接続送電サービス料金または予備送電サービス料金および１供給地点につき，１接続送電サービスまたは１予備送電サービスを適用した場合の接続送電サービス料金または予備送電サービス料金について，さかのぼって，新たに設定し，または増加された契約電力分につき該当料金の20パーセントを割増ししたものを適用いたします。

また，当社は，契約者が，１供給地点につき，１接続送電サービスまたは１予備送電サービスを適用した場合の接続送電サービス契約電力または予備送電サービス契約電力を新たに設定し，または増加されたことにともない新たに施設した供給設備について，72（臨時工事費）の臨時工事費として算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額を，双方の契約者と当社との協議によって，一方または双方の契約者と精算いたします。

なお，増加後に消滅させる場合には，それぞれの接続供給電力量は，接続送電サービス契約電力の増加分と残余分の比であん分したものといたします。

(b) 契約者が，１供給地点につき，１接続送電サービスまたは１予備送電サービスを適用した場合の接続送電サービス契約電力または予備送電サービス契約電力を新たに設定し，または増加された後１年に満たないでこれを減少しようとされる場合は，それまでの期間の双方の契約者に係る接続送電サービス料金または予備送電サービス料金および１供給地点につき，１接続送電サービスまたは１予備送電サービスを適用した場合の接続送電サービス料金または予備送電サービス料金について，さかのぼって，減少契約電力分につき該当料金の20パーセントを割増ししたものを適用いたします。

また，当社の供給設備のうち，１供給地点につき，１接続送電サービスまたは１予備送電サービスを適用した場合の接続送電サービス契約電力または予備送電サービス契約電力の減少に見合う部分について，72（臨時工事費）の臨時工事費として算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額を，双方の契約者と当社との協議によって，一方または双方の契約者と精算いたしま

す。

なお，この場合には，それぞれの接続供給電力量は，接続送電サービス契約電力の減少分と残余分の比であん分したものといたします。

(c) (a)または(b)で料金を精算する場合で，それぞれの契約者に係る接続送電サービス料金の合計と，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービス料金との間に差が生ずるときは，33（料金の算定）⑿に準じて接続送電サービス料金の調整を行ない，それぞれの契約者に係る予備送電サービス料金の合計と，１供給地点につき，１予備送電サービスを適用した場合の予備送電サービス料金との間に差が生ずるときは，33（料金の算定）⒁に準じて予備送電サービス料金の調整を行ないます。

(ﾊ) 19（接続送電サービス）(2)イ(ｲ)によって接続送電サービス契約電力を定める契約者（19〔接続送電サービス〕(2)ニで需要者の発電設備の検査，補修または事故〔停電による停止等を含みます。〕により生じた不足電力の補給にあてるための電気の供給分以外の供給分について，19〔接続送電サービス〕(2)イ(ｲ)に準じて定める契約者を含みます。）が，需要場所における受電設備等を新たに設定し，または需要場所における受電設備の総容量等を増加された日以降１年に満たないで接続送電サービス契約電力を消滅させ，または19（接続送電サービス）(2)イ(ｲ) ｃにより接続送電サービス契約電力を減少しようとされる場合は，(ｲ)または(ﾛ)に準ずるものといたします。この場合，(ｲ)または(ﾛ)にいう接続送電サービス契約電力を新たに設定するとは，需要場所における受電設備等を新たに設定することとし，接続送電サービス契約電力を増加するとは，需要場所における受電設備の総容量等を増加することとし，接続送電サービス契約電力を減少するとは，19（接続送電サービス）(2)イ(ｲ) ｃにより接続送電サービス契約電力を減少することといたします。

ﾛ 発電量調整供給の場合

(ｲ) 発電契約者が契約受電電力，同時最大受電電力または予備送電サービス契約電力を新たに設定し，または増加された後１年に満たないでこれを消滅させる場合は，新たに施設した当社の供給設備を撤去する場合の諸工費から，その撤去後の資材の残存価額を差し引いた金額を申し受けます。

(ﾛ) 発電契約者が契約受電電力，同時最大受電電力または予備送電サービス契約電力を新たに設定し，または増加された後１年に満たないでこれを減少しようとされる場合は，当社の供給設備のうち契約受電電

力，同時最大受電電力または予備送電サービス契約電力の減少に見合う部分について，新たに施設した当社の供給設備を撤去する場合の諸工費から，その撤去後の資材の残存価額を差し引いた金額を申し受けます。

(2)　発電者または需要者が当社の供給設備を同一の使用形態で利用され，利用されてからの期間が１年以上になる場合には，１年以上利用される契約電力等に見合う部分については，(1)にかかわらず精算いたしません。

なお，接続供給契約または発電量調整供給契約の消滅または変更の日以降に１年以上にならないことが明らかになった場合には，明らかになった日に(1)に準じて精算いたします。

(3)　非常変災等やむをえない理由による場合は，(1)にかかわらず精算いたしません。

55　解　約　等

(1)　当社は，次の場合には，接続供給契約，振替供給契約，発電量調整供給契約，系統連系受電契約または需要抑制量調整供給契約を解約することがあります。

なお，系統連系受電契約を解約した場合には，当該発電場所に係る発電量調整供給契約は変更され，または消滅するものといたします。この場合には，その旨を文書により契約者，発電契約者，発電者または需要抑制契約者にお知らせいたします。

また，契約者，発電契約者，発電者または需要抑制契約者がロに該当する場合は，その旨を文書等により発電者，需要者または需要者と電力需給に関する契約等を締結している契約者にお知らせすることがあります。

イ　45（託送供給等の停止）によって託送供給または発電量調整供給を停止された契約者，発電契約者，発電者または需要者が当社の定めた期日までにその理由となった事実を解消されない場合

ロ　契約者，発電契約者，発電者または需要抑制契約者が次のいずれかに該当する場合

(ｲ)　料金を支払期日を経過してなお支払われない場合

(ﾛ)　発電契約者と当社が，発電者の料金，延滞利息および契約超過金の支払いに関する期日をあらかじめ定めた場合で，あらかじめ定めた支払いに関する期日を経過してなお引き渡されないとき。

(ﾊ)　他の接続供給契約（既に消滅しているものを含みます。），発電量調整供給契約（既に消滅しているものを含みます。），系統連系受電契約（既に消滅しているものを含みます。）または需要抑制量調整供給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を支払期日を経過してな

お支払われない場合

(ﾆ) 料金以外の債務を支払われない場合

(ﾎ) 当社と締結する他の契約（既に消滅しているものを含みます。）にもとづく料金等の金銭債務を支払われない場合

ハ 契約者，発電契約者，発電者または需要抑制契約者が次のいずれかに該当し，当社が契約者，発電契約者，発電者または需要抑制契約者にその改善を求めた場合で，40（適正契約の保持等）に定める適正契約への変更および適正な使用状態，発電・放電状態または需要抑制状態への修正に応じていただけないとき。

(ｲ) 8（契約の要件）を欠くに至った場合

(ﾛ) 接続供給の場合で，頻繁に接続対象電力量と接続対象計画電力量との間に著しい差が生ずるとき。

(ﾊ) 発電量調整供給の場合で，頻繁に発電量調整受電電力量と発電量調整受電計画電力量との間に著しい差が生ずるとき。

(ﾆ) 需要抑制量調整供給の場合で，頻繁に需要抑制量調整受電電力量と需要抑制量調整受電計画電力量との間に著しい差が生ずるとき。

(ﾎ) 需要抑制量調整供給の場合で，頻繁にベースラインが著しく不適当と認められるとき。

(ﾍ) 発電量調整受電電力が契約受電電力または同時最大受電電力をこえる場合

(ﾄ) その他この約款に反した場合

(2) 分割接続供給の場合で，一方の契約者に係る接続供給契約が(1)によって解約されたときは，当社は，原則として，他の一方の契約者へ当該供給地点におけるすべての電気について接続供給を行なうことといたします。この場合，当該供給地点においてすべての電気について接続供給を受ける契約者は，51（契約の変更）(1)に準じて接続供給契約を変更していただきます。

(3) 需要者がその需要場所から移転され，電気を使用されていないことが明らかな場合には，契約者または需要抑制契約者からの申出がない場合であっても，当社は，当該需要場所に係る接続供給および需要抑制量調整供給を終了させるための処置を行なうことがあります。

この場合，当社が当該需要場所に係る接続供給および需要抑制量調整供給を終了させるための処置を行なった日に接続供給契約および需要抑制量調整供給契約は変更され，または消滅するものといたします。

(4) 発電者がその発電場所において，その発電場所に係る設備の保全の意思がないことまたは今後も発電もしくは放電しないことが明らかな場合には，発電契約者または発電者からの申出がない場合であっても，当社は，当該

発電場所に係る発電量調整供給を終了させるための処置を行なうことがあります。

この場合，当社が当該発電場所に係る発電量調整供給を終了させるための処置を行なった日に発電量調整供給契約および系統連系受電契約は変更され，または消滅するものといたします。

(5) 発電場所が複数の発電バランシンググループに属しており，かつ，発電者の料金その他を支払期日を経過してなお支払われない場合で，系統連系受電契約を解約したときは，当該発電契約者からの申出がない場合であっても，発電量調整供給契約を変更していただくものとし，当社は，その旨を発電契約者に通知いたします。

なお，発電契約者と同一の者である発電者の場合は，当該発電契約者との発電量調整供給契約は変更され，または消滅するものといたします。

(6) 発電量調整供給契約または系統連系受電契約の場合で，発電量調整供給契約または系統連系受電契約を締結している発電場所と同一の場所である需要場所において締結している接続供給契約（発電設備等に係る供給地点の接続供給契約に限ります。また，分割接続供給の場合は，当該供給地点に係るすべての接続供給契約といたします。）が(1)によって解約されたときは，発電契約者または発電者からの申出がない場合であっても，当社は，当該発電場所に係る発電量調整供給を終了させるための処置を行ないます。

この場合，当社が当該発電場所に係る発電量調整供給を終了させるための処置を行なった日に発電量調整供給契約および系統連系受電契約は変更され，または消滅するものといたします。

56 契約消滅後の債権債務関係

接続供給契約，振替供給契約，発電量調整供給契約，系統連系受電契約または需要抑制量調整供給契約期間中の料金その他の債権債務は，接続供給契約，振替供給契約，発電量調整供給契約，系統連系受電契約または需要抑制量調整供給契約の消滅によっては消滅いたしません。

Ⅶ　受電方法および供給方法ならびに工事

57　受電地点，供給地点および施設

(1)　受 電 地 点

イ　電気の受電地点は，当社の供給設備と発電者の電気設備との接続点といたします。ただし，発電者の電気設備が当社の供給設備と電気的に接続しない場合の受電地点は，会社間連系点といたします。

ロ　受電地点は，会社間連系点を受電地点とする場合を除き，発電場所内の地点とし，当社の電線路から最短距離にある場所を基準として発電契約者と当社との協議によって定めます。ただし，次の場合には，発電契約者と当社との協議により，発電場所以外の地点を受電地点とすることがあります。

(ｲ)　山間地，離島にある発電場所等，当社の電線路から遠隔地にあって将来においても周辺地域に他の発電設備等の設置が見込まれない発電場所から電気を受電する場合

(ﾛ)　当社の立入りが困難な発電場所から電気を受電する場合

(ﾊ)　１建物内の２以上の発電場所から電気を受電する場合で各発電場所までの電気設備が当社の管理の及ばない場所を通過することとなるとき。

(ﾆ)　59（地中引込線）(4)により地中引込線によって電気を受電する場合

(ﾎ)　その他特別の事情がある場合

(2)　供 給 地 点

イ　接続供給の場合

(ｲ)　供給地点は，当社の供給設備と需要者の電気設備との接続点といたします。

(ﾛ)　供給地点は，需要場所内の地点とし，当社の電線路から最短距離にある場所を基準として契約者と当社との協議によって定めます。ただし，次の場合には，契約者と当社との協議により，需要場所以外の地点を供給地点とすることがあります。

a　山間地，離島にある需要場所等，当社の電線路から遠隔地にあって将来においても周辺地域に他の需要が見込まれない需要場所に対して電気を供給する場合

b　当社の立入りが困難な需要場所に対して電気を供給する場合

c　１建物内の２以上の需要場所に電気を供給する場合で各需要場所までの電気設備が当社の管理の及ばない場所を通過することとなるとき。

d　59（地中引込線）(4)により地中引込線によって電気を供給する場合

e　その他特別の事情がある場合

ロ　振替供給の場合

供給地点は，会社間連系点といたします。

(3)　受電地点に至るまでの供給設備および供給地点に至るまでの供給設備は，当社の所有とし，工事費負担金または臨時工事費として申し受ける金額を除き，当社の負担で施設いたします。

なお，当社は，発電者または需要者（共同引込線による引込みで電気を受電または供給する複数の発電者または需要者を含みます。）のみのために発電者または需要者の土地もしくは建物に引込線，変圧器，接続装置等の供給設備を施設する場合は，その施設場所を発電者または需要者から無償で提供していただきます。

(4)　付帯設備（(3)により発電者または需要者の土地または建物に施設される供給設備を支持し，または収納する工作物およびその供給設備の施設上必要な発電者または需要者の建物に付合する設備をいいます。）は，原則として，託送供給のために施設する場合は，契約者の負担により，契約者で施設していただき，発電量調整供給のために施設する場合は，発電契約者の負担により，発電契約者で施設していただきます。この場合には，当社が付帯設備を無償で使用できるものといたします。

(5)　特定送配電事業を営む者が維持および運用する電線路に複数の発電場所または複数の需要場所が接続する場合の受電地点または供給地点は，(1)または(2)に準じて契約者または発電契約者と当社との協議によって定めます。この場合，当該複数の発電場所または複数の需要場所につき，１受電地点または１供給地点といたします。

58　架空引込線

(1)　当社の電線路と発電者または需要者の電気設備との接続を引込線によって行なう場合には，原則として，架空引込線によるものとし，発電者または需要者の建造物または補助支持物の引込線取付点までは，当社が施設いたします。

(2)　引込線取付点は，当社の電線路の最も適当な支持物から原則として最短距離の場所であって，堅固に施設できる点を契約者または発電契約者と当社との協議によって定めます。

(3)　受電地点または供給地点から発電者または需要者の引込開閉器に至るまでの配線（以下「引込口配線」といいます。）は，託送供給のために施設する場合は，契約者の負担により，契約者で施設していただき，発電量調整供給のために施設する場合は，発電契約者の負担により，発電契約者で施設していただきます。

(4)　引込線を取り付けるため発電場所内または需要場所内に設置する引込小柱等の補助支持物は，託送供給のために施設する場合は，契約者の負担により，契約者で施設していただき，発電量調整供給のために施設する場合は，発電契約者の負担により，発電契約者で施設していただきます。この場合には，当社が補助支持物を無償で使用できるものといたします。

(5)　当社は，原則として発電者または需要者の承諾をえて，次により，発電者または需要者の引込小柱等の補助支持物を使用して他の発電者から電気を受電または他の需要者へ電気を供給することがあります。

イ　当社は，発電者または需要者の補助支持物を使用して，他の発電者または他の需要者への引込線を施設いたします。この場合，その補助支持物から最短距離の場所にある発電者または需要者の建造物または補助支持物の取付点に至るまでの引込口配線は引込線とし，その引込線および補助支持物の管理（材料費の負担を含みます。）は当社が行ないます。また，受電地点または供給地点は，発電者または需要者へ引き込むための引込線の終端に変更いたします。

ロ　イにより当社が管理を行なう引込線または補助支持物を改修し，または撤去する場合は，当社が工事を行なうものとし，この場合に生ずる撤去材料は，原則として，発電者または需要者にお返しいたします。また，これにともない新たに施設される場合の引込線または補助支持物は，当社の所有とし，当社の負担で施設いたします。

59　地中引込線

(1)　架空引込線を施設することが法令上認められない場合または技術上，経済上もしくは地域的な事情により不適当と認められる場合で，当社の電線路と発電者または需要者の電気設備との接続を地中引込線によって行なうときには，次のイまたはロの最も当社の電源側に近い接続点までを当社が施設いたします。

イ　発電者が発電場所内に施設する開閉器，断路器または接続装置の接続点または需要者が需要場所内に施設する開閉器，断路器または接続装置の接続点

ロ　当社が施設する計量器（付属装置を含みます。）または接続装置の接続点

なお，当社は，発電者または需要者の土地または建物に接続装置等を施設することがあります。

(2)　(1)により当社の電線路と接続する電気設備の施設場所は，当社の電線路の最も適当な支持物または分岐点から最短距離にあり，原則として，地中引込線の施設上とくに多額の費用を要する等特別の工事を必要とせず，か

つ，安全に施設できる次のいずれにも該当する場所とし，契約者または発電契約者と当社との協議によって定めます。

なお，これ以外の場合には，発電場所内または需要場所内の地中引込線は，託送供給のために施設する場合は，契約者の負担により，契約者で施設していただき，発電量調整供給のために施設する場合は，発電契約者の負担により，発電契約者で施設していただきます。

イ　発電者または需要者の構内における地中引込線のこう長が50メートル程度以内の場所

ロ　建物の３階以下にある場所

ハ　その他地中引込線の施設上特殊な工法，材料等を必要としない場所

(3)　地中引込線の施設上必要な付帯設備は，原則として，託送供給のために施設する場合は，契約者の負担により，契約者で施設していただき，発電量調整供給のために施設する場合は，発電契約者の負担により，発電契約者で施設していただきます。この場合には，当社が付帯設備を無償で使用できるものといたします。

なお，この場合の付帯設備は，次のものをいいます。

イ　鉄管，暗きょ等発電者または需要者の土地または建物の壁面等に引込線をおさめるために施設される工作物（π引込みの場合のケーブルの引込みおよび引出しのために施設されるものを含みます。）

ロ　発電者または需要者の土地または建物に施設される基礎ブロック（接続装置を固定するためのものをいいます。）およびハンドホール

ハ　その他イまたはロに準ずる設備

(4)　接続を架空引込線によって行なうことができる場合で，契約者または発電契約者の希望によりとくに地中引込線によって行なうときには，地中引込線は，原則として，託送供給のために施設する場合は，契約者の負担により，契約者で施設していただき，発電量調整供給のために施設する場合は，発電契約者の負担により，発電契約者で施設していただきます。ただし，当社が，保安上または保守上適当と認めた場合は，(1)に準じて接続を行ないます。この場合，当社は，66（受電地点への供給設備の工事費負担金）(2)，(4)または69（供給地点への供給設備の工事費負担金）(2)の工事費負担金を契約者または発電契約者から申し受けます。

60　連接引込線等

(1)　当社は，建物の密集場所等特別の事情がある場所では，連接引込線（１発電場所または１需要場所の引込線から分岐して支持物を経ないで他の発電場所の受電地点または他の需要場所の供給地点に至る引込線をいいます。）または共同引込線による引込みで電気を受電または供給することがありま

す。この場合，当社は，分岐装置を発電者または需要者の土地または建物に施設することがあります。

なお，発電者または需要者の電気設備との接続点までは，当社が施設いたします。

(2) 当社は，原則として発電者または需要者の承諾をえて，次により，発電者または需要者の引込口配線を使用して他の発電者から電気を受電または他の需要者へ電気を供給することがあります。

イ 当社は，発電者または需要者の引込口配線から分岐して，他の発電者または他の需要者への連接引込線を施設いたします。この場合，その引込口配線の終端までは共同引込線とし，その管理（材料費の負担を含みます。）は当社が行ないます。また，受電地点または供給地点は，当社が管理を行なう共同引込線の終端に変更いたします。

ロ イにより当社が管理を行なう共同引込線を改修し，または撤去する場合は，当社が工事を行なうものとし，この場合に生ずる撤去材料は，原則として，発電者または需要者にお返しいたします。また，これにともない新たに施設される共同引込線は，当社の所有とし，当社の負担で施設いたします。

61 中高層集合住宅等における受電方法および供給方法

中高層集合住宅等の場合で，１建物内の２以上の発電場所または需要場所において電気を受電または供給するときには，当社は，原則として共同引込線による１引込みで電気を受電または供給いたします。

なお，技術上その他やむをえない場合は，当社は，発電者または需要者の土地または建物に変圧器等の供給設備を施設し，電気を受電または供給いたします。この場合，変圧器の２次側接続点までは，当社が施設いたします。

62 引込線の接続

当社の電線路または引込線と発電者または需要者の電気設備との接続は，当社が行ないます。

なお，契約者または発電契約者の希望によって当社の電線路または引込線と発電者または需要者の電気設備との切離しまたは再接続を行なう場合には，当社は，実費を契約者または発電契約者から申し受けます。

63 計量器等の取付け

(1) 料金の算定上必要な計量器，その付属装置（計量器箱，変成器，変成器箱，変成器の２次配線ならびに計量器が有する情報を伝送するための通信装置および通信回線等をいいます。）および区分装置（力率測定時間を区分

する装置等をいいます。）については，以下のとおりといたします。ただし，記録型計量器に記録された電力量計の値等を伝送するために当社が発電者または需要者の電気工作物を使用する場合の当該電気工作物は計量器の付属装置とはいたしません。

イ　接続供給電力量の計量に必要な計量器，その付属装置および区分装置は，原則として，接続送電サービス契約電力等に応じて当社が選定し，かつ，当社の所有とし，当社の負担で取り付けます。ただし，契約者の希望によって計量器の付属装置を施設する場合または変成器の２次配線ならびに計量器が有する情報を伝送するための通信装置および通信回線等で，当社規格以外のケーブルを必要とし，または契約者の希望によりとくに長い配線を必要とするため多額の費用を要する場合については，原則として契約者の所有とし，契約者の負担で取り付けていただくことがあります。

ロ　発電量調整受電電力量の計量に必要な計量器，その付属装置および区分装置は，原則として，契約受電電力に応じて当社が選定し，かつ，当社の所有とし，当社で取り付けます。この場合，当社は，67（受電用計量器等の工事費負担金）の工事費負担金を発電契約者から申し受けます。

(2)　計量器，その付属装置および区分装置の取付位置は，適正な計量ができ，かつ，検針，検査ならびに取付けおよび取外し工事が容易な場所（低圧で受電または供給する場合，原則として屋外といたします。）とし，契約者または発電契約者と当社との協議によって定めます。

また，集合住宅等の場合で，契約者または発電契約者の希望によって計量器，その付属装置および区分装置を建物内に取り付けたときには，契約者または発電契約者と当社との協議により，あらかじめ鍵の提出等解錠に必要な協力を行なっていただくことがあります。

(3)　計量器，その付属装置および区分装置の取付場所は，発電者または需要者から無償で提供していただきます。また，(1)により契約者または発電契約者が施設するものについては，当社が無償で使用できるものといたします。

(4)　当社は，記録型計量器に記録された電力量計の値等を伝送するために発電者または需要者の電気工作物を使用することがあります。この場合には，当社が無償で使用できるものといたします。

(5)　契約者または発電契約者の希望によって計量器，その付属装置および区分装置について，取付位置を変更する場合ならびに発電者または需要者の電気設備との切離しまたは再接続を行なう場合には，当社は，実費を契約者または発電契約者から申し受けます。

(6)　法令により発電量調整受電電力量の計量に必要な計量器，その付属装置

および区分装置を取り替える場合には，当社は，低圧で受電するときを除き，実費を発電契約者から申し受けます。

64　通信設備等の施設

(1)　給電指令上等必要な電力保安通信用電話は，契約者または発電契約者の負担により，契約者または発電契約者で施設していただきます。

(2)　系統連系技術要件に定めるＮ－１電制の実施に必要な装置は，発電契約者で施設していただきます。

なお，施設等に要した費用の実費について，当社から発電契約者にお支払いいたします。

(3)　給電指令上等必要な給電用情報伝送設備等は，原則として，当社の所有とし，当社で施設いたします。この場合，当社は，67（受電用計量器等の工事費負担金）の工事費負担金を申し受けます。ただし，Ｎ－１電制の実施に必要な通信設備として施設する場合は申し受けません。

(4)　当社の通信設備と契約者または発電契約者の通信設備との接続点は，発電場所内または需要場所内の地点とし，当社の通信線路から最短距離となる場所を基準として，契約者または発電契約者と当社との協議によって定めます。ただし，次の場合には，契約者または発電契約者と当社との協議により，発電場所または需要場所以外の地点を通信設備の接続点とすることがあります。

イ　山間地，離島にある発電場所または需要場所等，当社の通信線路から遠隔地にあって将来においても周辺地域に当該受電または供給以外の追加受電もしくは供給が見込まれない場所に通信設備を施設する場合

ロ　当社の立入りが困難な場所に通信設備を施設する場合

ハ　その他特別の事情がある場合

(5)　給電指令上等必要な通信設備（電力保安通信用電話設備，給電用情報伝送設備等をいいます。）の取付場所および通信設備に必要な電源は，発電者または需要者から無償で提供していただきます。

(6)　当社の変電所等から接続点に至るまでの通信設備は，原則として当社の所有とし，工事費負担金または臨時工事費として申し受ける金額を除き，当社の負担で施設いたします。

(7)　契約者または発電契約者の希望によって通信設備の取付位置を変更する場合には，当社は，実費を契約者または発電契約者から申し受けます。

65　専用供給設備

(1)　当社は，次の場合には，契約者または発電契約者の専用設備として供給設備を施設いたします。この場合，受電地点への供給設備については66

（受電地点への供給設備の工事費負担金）(2)または(4)の工事費負担金を，供給地点への供給設備については69（供給地点への供給設備の工事費負担金）(2)の工事費負担金を申し受けます。

イ　契約者または発電契約者がとくに希望され，かつ，当社が適当と認める場合

ロ　44（託送供給等にともなう協力）の場合

ハ　発電者もしくは需要者の施設の保安上の理由，または発電場所，需要場所およびその他周囲の状況から将来においても他に当該供給設備の使用が見込まれない等の事情により，特定の契約者または発電契約者のみが使用されることになる供給設備を専用供給設備として施設することが適当と認められる場合

(2)　(1)の専用設備は，受電地点から受電地点に最も近い変電所（受電地点に最も近い変電所が専ら受電のために施設される変電所である場合は，当該変電所から最も近い変電所といたします。）までの電線路または供給地点から供給地点に最も近い変電所までの電線路（配電盤，継電器およびその変電所の受電電圧もしくは供給電圧と同位電圧のしゃ断器〔特別高圧で受電または供給する場合は，母線側断路器またはこれに相当する接続点といたします。〕までの電線路を含みます。）に限ります。ただし，特別の事情がある場合は，受電電圧または供給電圧と同位の電線路およびこれに接続する変圧器（１次電圧側線路開閉器を含みます。）とすることがあります。

(3)　(2)において，開閉所および蓄電所は，変電所とみなします。

(4)　(1)および(2)において，受電地点とは会社間連系点以外の受電地点をいい，供給地点とは会社間連系点以外の供給地点をいいます。

(5)　当社は，供給設備を２以上の契約者または発電契約者が共用する専用供給設備とすることがあります。ただし，(1)イの場合は，次に該当する場合で，いずれの契約者または発電契約者にも承諾をいただいたときに限ります。

イ　２以上の契約者または発電契約者が同時に申込みをされる場合で，いずれの契約者または発電契約者も，当社が専用供給設備から電気を受電することまたは供給することを希望されるとき。

ロ　契約者または発電契約者が，当社が既に施設されている専用供給設備から電気を受電することまたは供給することを希望される場合

Ⅷ　工事費の負担

66　受電地点への供給設備の工事費負担金

(1)　受電側接続設備の工事費負担金

イ　発電契約者が新たに発電量調整供給を開始し，または契約受電電力を増加される場合で，これにともない新たに受電側接続設備（専用供給設備および予備供給設備を除きます。）を施設するときには，当社は，別表13（標準設計基準）に定める設計（以下「標準設計」といいます。）で施設する場合の工事費（以下「標準設計工事費」といいます。）を工事費負担金として発電契約者から申し受けます。

ロ　Ⅷ（工事費の負担）の各項において，受電側接続設備とは，当社が高圧または特別高圧で受電する場合において，受電地点から受電の用に供することを主たる目的とする供給設備であって，変電所（専ら当該受電地点への事故波及の防止等を目的として施設される変電所を除きます。）の引出口に施設される断路器の受電地点側接続点（基幹送電設備から受電側接続設備を分岐する場合は，基幹送電設備の接続点といたします。）から他の変電所（専ら当該受電地点への事故波及の防止等を目的として施設される変電所を除きます。）を経ないで受電地点に至る電線および引込線等をいいます。また，Ⅷ（工事費の負担）の各項において，受電地点とは会社間連系点以外の受電地点をいい，開閉所および蓄電所は，変電所とみなします。

(2)　受電地点への特別供給設備の工事費負担金

イ　発電契約者が新たに発電量調整供給を開始し，または契約受電電力を増加される場合で，これにともない当社が新たに受電地点への特別の供給設備を施設するときには，当社は，次の金額を工事費負担金として発電契約者から申し受けます。

(ｲ)　発電契約者の希望によって標準設計をこえる設計で当社が受電地点への供給設備を施設する場合は，標準設計工事費をこえる金額

なお，標準設計をこえる設計で受電地点への供給設備を施設する場合とは，次のいずれかに該当する場合をいいます。

a　受電に必要な標準設計をこえる電線，支持物等を施設する場合

b　架空受電側接続設備で受電できるにもかかわらず，地中受電側接続設備を施設する場合

c　標準設計による受電側接続設備以外の受電側接続設備により受電する場合

d　その他受電に必要な標準設計をこえる設計で供給設備を施設する場合

また，この場合も，(1)の工事費負担金を申し受けます。

(ﾛ) 65（専用供給設備）によって専用供給設備を施設する場合は，その工事費の全額

なお，この場合には，工事費負担金の対象となる供給設備は，65（専用供給設備）(2)によるものといたします。

(ﾊ) 受電地点からの受電の用に供することを主たる目的とする供給設備であって，受電側接続設備以外の供給設備（高圧および特別高圧の供給設備に限ります。また，専用供給設備を除きます。）を施設する場合は，ａおよびｂの金額

ａ 当該供給設備の工事費のうち，発電等設備の設置に伴う電力系統の増強及び事業者の費用負担等の在り方に関する指針にもとづき算定した金額

ただし，託送供給等約款（平成27年12月18日付け20150729資第47号認可。）64（受電地点への供給設備の工事費負担金）(2)イ(ﾊ) ａただし書の適用を受ける場合は，ただし書により算定した金額といたします。

ｂ 発電設備等からの出力により，当社配電用変電所バンクにおいて逆潮流が生ずるおそれのある場合で，これに係る措置として当社が新たに供給設備を施設するときには，ａにかかわらず，次の金額

新増加契約受電電力１キロワットにつき	**3,630円00銭**

ロ 受電地点において21（予備送電サービス）を利用される場合で，これにともない当社が新たに予備供給設備を施設するときには，当社は，その工事費の全額を工事費負担金として発電契約者から申し受けます。

なお，この場合には，工事費負担金の対象となる供給設備は，受電側接続設備に該当する供給設備といたします。ただし，予備供給設備を専用供給設備として施設する場合は，65（専用供給設備）(2)によるものといたします。

(3) 受電地点への供給設備を変更する場合の工事費負担金

イ 発電契約者が契約受電電力または予備送電サービス契約電力の増加にともなわないで，発電契約者の希望によって当該受電地点への供給設備を変更する場合は，62（引込線の接続），63（計量器等の取付け）または64（通信設備等の施設）によって実費を申し受ける場合を除き，当社は，その工事費の全額を工事費負担金として発電契約者から申し受けます。

ロ 混雑緩和プロセスにより供給設備を変更する場合は，イにかかわらず，その工事費のうち，発電等設備の設置に伴う電力系統の増強及び事業者

の費用負担等の在り方に関する指針にもとづき算定した金額を工事費負担金として発電契約者から申し受けます。

ハ　44（託送供給等にともなう協力）によって受電地点への供給設備を新たに施設または変更する場合には，当社は，その工事費の全額を工事費負担金として発電契約者から申し受けます。

(4)　発電契約者が新たに発電量調整供給を開始し，または契約受電電力を増加される場合もしくは受電地点への供給設備を変更する場合で，低圧で受電するとき（受電の用に供することを主たる目的とするときに限ります。）は，(2)イ(ｲ)，(ﾛ)および(3)にかかわらず，その受電の用に供することによって必要となる工事費（(2)イ(ﾊ)により申し受ける金額を除きます。）を工事費負担金として発電契約者から申し受けます。

(5)　工事費の算定

(1)，(2)，(3)および(4)の場合の工事費は，次により算定いたします。

イ　工事費は，発電契約者が標準設計をこえる設計によることを希望される場合を除き，次により算定した標準設計工事費といたします。

(ｲ)　標準設計工事費は，工事費負担金の対象となる当社の供給設備の工事に要する材料費，工費および諸掛りの合計額といたします。

(ﾛ)　材料費は払出時の単価（電気事業会計規則に定められた方法によって算出した貯蔵品の払出単価等をいいます。）によって算定いたします。

(ﾊ)　諸掛りは，測量監督費，諸経費，補償費，建設分担関連費およびその他の費用を含み，次により算定いたします。

a　土地費（電気事業会計規則に定められた固定資産土地として計上される金額）は，工事費に計上いたしません。ただし，架空受電側接続設備の経過地に地役権を設定する場合には，その設定にともなう費用（地役権の登記に要する費用を除きます。）の50パーセントに相当する金額は工事費に計上いたします。

b　架空受電側接続設備の経過地に建造物の構築，竹木の植栽等架空受電側接続設備に支障を及ぼす行為を行なわないことを条件とする補償契約を締結する場合は，その線下補償費の50パーセントに相当する金額を工事費に計上いたします。

c　補償費中残地補償費は，それが明確に区分されている場合に限り工事費に計上いたします。

d　建設分担関連費は，電気事業会計規則等に定められた電気事業固定資産に振り替えられる範囲に限り工事費に計上いたします。

(ﾆ)　撤去工事がある場合は，(ｲ)により算定される工事費の合計額から撤去後の資材の残存価額を差し引いた金額に，撤去する場合の諸工費（諸掛りを含みます。）を加えた金額といたします。

ロ　発電契約者が標準設計をこえる設計によることを希望される場合の工事費は，イに準じて算定いたします。

ハ　当社が将来の需要を考慮してあらかじめ施設した鉄塔，管路等を利用して受電する場合は，新たに施設される電線路に必要とされる回線数，管路孔数等に応じて次により算定した金額を電線路の工事費に算入いたします。

(ｲ)　鉄塔を利用して電気を受電する場合

$$\text{工事費} \times \frac{\text{使用回線数}}{\text{施設回線数}}$$

(ﾛ)　管路等を利用して電気を受電する場合

$$\text{工事費} \times \frac{\text{使用孔数}}{\text{施設孔数－予備孔数}}$$

ニ　当社が特別高圧で受電する電気について，使用開始後３年以内の供給設備を利用する場合は，新たに利用される部分を新たに施設される受電側接続設備（特別高圧のノンファーム電源の受電地点に係る発電場所から電気を受電する場合は，変電所相互間を連絡する電線路を除きます。）とみなします。

ホ　(2)イ(ﾊ)の場合，使用開始後３年以内の供給設備を利用するときは，新たに利用される部分を新たに施設される受電側接続設備以外の供給設備（高圧および特別高圧の供給設備に限ります。また，専用供給設備を除きます。なお，ノンファーム電源の受電地点に係る発電場所から電気を受電する場合は，高圧の供給設備および当社が適当であると認めた供給設備に限ります。）とみなします。

ヘ　低圧または高圧で受電する場合で，工事費を当社が定める単位当たりの金額にもとづいて算定することが適当と認められるときは，イまたはロにかかわらず，工事費を当該金額にもとづいて算定いたします。

(6)　受電地点への供給設備の工事費負担金は，受電地点ごとに，発電量調整供給契約ごとに算定いたします。ただし，２以上の発電契約者が受電地点への供給設備の全部または一部を共用する場合の工事費負担金の算定は，次によります。

イ　２以上の発電契約者から共同して申込みがあった場合，または２以上の発電契約者のうち１の発電契約者が代表して工事費負担金を支払われる旨を申し出られた場合の工事費負担金は，その代表の発電契約者による１申込みとみなして算定いたします。

ロ　２以上の発電契約者から同時に申込みがあった場合の工事費負担金は，発電契約者ごとに算定いたします。この場合，発電契約者ごとの共用部分の工事費は，原則として契約受電電力の比であん分した金額といたし

ます。

(7)　特例区域等の発電契約者が新たに発電量調整供給を開始し，または契約受電電力を増加される場合で，これにともない当社が新たに受電地点への供給設備を施設するときには，当社は，(1)，(2)または(4)にかかわらず，その工事費の全額を工事費負担金として発電契約者から申し受けます。

なお，この場合の工事費負担金は，(2)の場合に準じて算定いたします。

67　受電用計量器等の工事費負担金

(1)　発電契約者が新たに発電量調整供給を開始し，または契約受電電力を変更される場合等で，これにともない新たに受電地点における電力量の計量に必要な計量器，その付属装置および区分装置を取り付けるときには，当社は，その工事に要した費用の全額を工事費負担金として発電契約者から申し受けます。ただし，低圧で受電する場合で，受電の用に供することを主たる目的とするときには，その受電の用に供することによって必要となる工事費を工事費負担金として発電契約者から申し受けます。

(2)　発電契約者が新たに発電量調整供給を開始し，または契約受電電力を変更される場合等で，これにともない新たに給電用情報伝送設備等を取り付け，または取り替えるときには，当社は，その工事に要した費用の全額を工事費負担金として発電契約者から申し受けます。

68　会社間連系設備の工事費負担金

契約者が新たに託送供給を開始し，または契約受電電力等を増加される場合で，これにともない会社間連系設備（会社間連系点に至る供給設備をいいます。）を新たに施設するときには，当社は，工事費負担金を契約者から申し受けます。この場合，工事費負担金の金額は，工事の内容，接続供給契約または振替供給契約の内容等を基準として，契約者と当社との協議によって定めます。

69　供給地点への供給設備の工事費負担金

(1)　供給側接続設備の工事費負担金

イ　低圧または高圧で供給する場合

(イ)　契約者が新たに接続供給を開始し，または接続送電サービス契約電力等を増加される場合（新たに接続供給を開始される場合で，当該接続供給を開始される前から引き続き当社の供給設備を利用され，かつ，下位の供給電圧に変更されるときを除きます。）で，これにともない新たに施設される供給側接続設備（専用供給設備および予備供給設備を除きます。）の工事こう長が無償こう長（架空の場合は1,000メートル，

地中の場合は150メートルといたします。）をこえるときには，当社は，その超過こう長に次の金額を乗じてえた金額を工事費負担金として契約者から申し受けます。この場合，工事費負担金は，供給地点ごとに算定いたします。

区　　分	単　　位	金　　額
架空供給側接続設備の場合	超過こう長１メートルにつき	3,410円00銭
地中供給側接続設備の場合	超過こう長１メートルにつき	27,280円00銭

なお，張替えまたは添架を行なう場合は，架空供給側接続設備についてはその工事こう長の60パーセント，地中供給側接続設備についてはその工事こう長の20パーセントに相当する値を新たに施設される供給側接続設備の工事こう長とみなします。

(ﾛ)　２以上の供給地点に係る供給側接続設備の全部または一部を共用する場合の工事費負担金の算定は，次によります。

ａ　２以上の契約者から共同して申込みがあった場合，または契約者から２以上の供給地点について申込みがあり，かつ，一括して算定することを希望される場合の工事費負担金の無償こう長は，(ｲ)の無償こう長に供給地点の数を乗じてえた値といたします。

ｂ　２以上の契約者から同時に申込みがあった場合，または契約者から２以上の供給地点について申込みがあり，かつ，一括して算定することを希望されない場合の工事費負担金は，供給地点ごとに算定いたします。この場合，それぞれの供給地点における供給側接続設備の工事こう長については，共用される部分の工事こう長を共用する供給地点の数で除してえた値にその供給地点に係って単独で使用される部分の工事こう長を加えた値を，新たに施設される供給側接続設備の工事こう長といたします。

(ﾊ)　架空供給側接続設備と地中供給側接続設備とをあわせて施設する場合の(ｲ)の超過こう長は，次により算定いたします。

ａ　地中供給側接続設備の超過こう長は，地中供給側接続設備の工事こう長から地中供給側接続設備の無償こう長を差し引いた値といたします。

ｂ　架空供給側接続設備の超過こう長は，架空供給側接続設備の工事こう長といたします。ただし，地中供給側接続設備の工事こう長が地中供給側接続設備の無償こう長を下回る場合は，次によります。

$$\text{架空供給側接続設備の超過こう長} = \text{架空供給側接続設備の工事こう長} - \left(\text{地中供給側接続設備の無償こう長} - \text{地中供給側接続設備の工事こう長}\right) \times \frac{\text{架空供給側接続設備の無償こう長}}{\text{地中供給側接続設備の無償こう長}}$$

ロ　特別高圧で供給する場合

(ｲ)　契約者が新たに接続供給を開始し，または接続送電サービス契約電力を増加される場合（新たに接続供給を開始される場合で，当該接続供給を開始される前から引き続き当社の供給設備を利用され，かつ，下位の供給電圧に変更されるときを除きます。）で，これにともない新たに施設される供給側接続設備（専用供給設備および予備供給設備を除きます。）についてａにより算定される工事費がｂの当社負担額をこえるときには，当社は，その超過額を工事費負担金として契約者から申し受けます。この場合，工事費負担金は，供給地点ごとに算定いたします。

ａ　工　事　費

(a)　架空供給側接続設備の場合

（工事こう長100メートル当たり）

新増加接続送電サービス契約電力１キロワットにつき	標準電圧20,000ボルトで供給する場合	**561円00銭**
	標準電圧60,000ボルトで供給する場合	**176円00銭**

なお，標準電圧20,000ボルトで当社が供給する場合で，支持物に電柱を使用するときには，その部分の単価は，上表の該当欄の単価の15パーセントといたします。

また，標準電圧20,000ボルトまたは60,000ボルト以外の電圧で当社が供給する場合は，その工事費の全額といたします。

(b)　地中供給側接続設備の場合

（工事こう長100メートル当たり）

新増加接続送電サービス契約電力１キロワットにつき	標準電圧20,000ボルトで供給する場合	**649円00銭**
	標準電圧60,000ボルトで供給する場合	**594円00銭**

なお，張替えを行なう場合には，その部分の単価は，上表の該当欄の単価の20パーセントといたします。

また，標準電圧20,000ボルトまたは60,000ボルト以外の電圧で当社が供給する場合は，その工事費の全額といたします。

b　当社負担額

新増加接続送電サービス契約電力１キロワットにつき	**5,500円00銭**

(ﾛ)　契約者が新たに接続供給を開始し，または接続送電サービス契約電力を増加される場合で，使用開始後３年以内の供給設備を利用して当社が供給するときは，新たに利用される部分を新たに施設される供給側接続設備とみなします。

ハ　19（接続送電サービス）(2)ニにより接続送電サービス契約電力を定める供給地点の接続送電サービス契約電力は，この(1)の工事費負担金の算定上，需要者の発電設備の検査，補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気の供給分を含まないものといたします。

ニ　次の言葉は，Ⅷ（工事費の負担）の各項においてそれぞれ次の意味で使用いたします。

(ｲ)　供給側接続設備

供給地点への供給の用に供することを主たる目的とする供給設備であって，発電所または変電所の引出口に施設される断路器の供給地点側接続点（送電線路から供給側接続設備を分岐する場合は，送電線路の接続点といたします。）から他の発電所または変電所を経ないで供給地点に至る電線および引込線等をいいます。

(ﾛ)　供 給 地 点

会社間連系点以外の供給地点をいいます。

(ﾊ)　工 事 こ う 長

標準設計にもとづき算定される供給地点から最も近い供給設備までの供給側接続設備のこう長をいい，実際に施設されるこう長とは異なることがあります。

なお，単位は，１メートルとし，その端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。

ホ　低圧で供給する場合，Ⅷ（工事費の負担）の各項において，接続送電サービス契約電力等を増加される場合とは，次の値が増加する場合といたします。

(ｲ)　電灯定額接続送電サービスおよび電灯臨時定額接続送電サービスの場合の契約負荷設備の総容量

(ﾛ)　契 約 電 力

(ﾊ)　契 約 容 量

なお，19（接続送電サービス）(2)イ(ｲ)によって接続送電サービス契約電力を定める場合で，需要場所における負荷設備の総容量等を増加さ

れるときは，接続送電サービス契約電力等を増加されるものとみなします。

また，供給電気方式を交流単相２線式標準電圧100ボルトまたは200ボルトから交流単相３線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトに変更される場合は，接続送電サービス契約電力等を増加されるものとみなします。

ヘ　高圧で供給する場合で，19（接続送電サービス）(2)イ(ｲ)によって接続送電サービス契約電力を定めるとき（19〔接続送電サービス〕(2)ニで，需要者の発電設備の検査，補修または事故〔停電による停止等を含みます。〕により生じた不足電力の補給にあてるための電気の供給分以外の供給分について，19〔接続送電サービス〕(2)イ(ｲ)に準じて定める場合を含みます。）には，Ⅷ（工事費の負担）の各項において，接続送電サービス契約電力等を増加される場合とは，需要場所における受電設備の総容量を増加される場合といたします。

ト　分割接続供給の場合の供給側接続設備の工事費負担金は，イ，ロまたはハに準じて算定し，双方の契約者と当社との協議のうえ，一方または双方の契約者から申し受けます。この場合，工事費負担金の算定上，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービス契約電力を接続送電サービス契約電力とみなします。

(2)　供給地点への特別供給設備の工事費負担金

イ　契約者が新たに接続供給を開始し，または接続送電サービス契約電力等を増加される場合（新たに接続供給を開始される場合で，当該接続供給を開始される前から引き続き当社の供給設備を利用され，かつ，下位の供給電圧に変更されるときを除きます。）で，これにともない当社が新たに供給地点への特別の供給設備を施設するときには，当社は，次の金額を工事費負担金として契約者から申し受けます。

(ｲ)　契約者の希望によって標準設計をこえる設計で供給地点への供給設備を施設する場合は，標準設計工事費をこえる金額

なお，標準設計をこえる設計で供給設備を施設する場合とは，次のいずれかに該当する場合をいいます。

ａ　供給に必要な標準設計をこえる電線，支持物等を施設する場合

ｂ　標準設計による供給側接続設備以外の供給側接続設備により供給する場合

ｃ　その他供給に必要な標準設計をこえる設計で供給設備を施設する場合

また，この場合も，(1)の工事費負担金を申し受けます。

(ﾛ)　架空供給側接続設備で供給できるにもかかわらず，契約者の希望によって地中供給側接続設備を施設する場合は，ａまたはｂの金額

a　標準設計工事費をこえる金額

なお，この場合も，(1)の工事費負担金を申し受けます。

b　供給地点が行政庁から認可，認定等を受けている市街地開発事業等（都市計画法第４条第７項に規定する市街地開発事業その他これらに類する事業をいいます。）に係る区域の場合は，aにかかわらず，その工事費の全額からケーブル，変圧器，開閉器等の工事費を差し引いた金額

(ハ)　65（専用供給設備）によって専用供給設備を施設する場合は，その工事費の全額

なお，この場合には，工事費負担金の対象となる供給設備は，65（専用供給設備）(2)によるものといたします。

ロ　19（接続送電サービス）(2)ニにより接続送電サービス契約電力を定める供給地点において需要者の発電設備の検査，補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気の供給のために接続送電サービスを利用される場合，または供給地点において予備送電サービスを利用される場合で，これにともない当社が新たに予備供給設備を施設するときには，当社は，その工事費の全額を工事費負担金として契約者から申し受けます。

なお，この場合には，工事費負担金の対象となる供給設備は，供給側接続設備に該当する供給設備といたします。ただし，予備供給設備を専用供給設備として施設する場合は，65（専用供給設備）(2)によるものといたします。

(3)　供給地点への供給設備を変更する場合の工事費負担金

イ　契約者が接続送電サービス契約電力等または予備送電サービス契約電力の増加にともなわないで，契約者の希望によって供給地点への当社の供給設備を変更する場合（新たに接続供給を開始される場合で，当該接続供給を開始される前から引き続き当社の供給設備を利用され，かつ，下位の供給電圧に変更されるときを含みます。）は，62（引込線の接続），63（計量器等の取付け）または64（通信設備等の施設）によって実費を申し受ける場合を除き，当社は，その工事費の全額を工事費負担金として契約者から申し受けます。

ロ　44（託送供給等にともなう協力）によって供給地点への供給設備を新たに施設または変更する場合には，当社は，その工事費の全額を工事費負担金として契約者から申し受けます。

(4)　工事費の算定

(2)および(3)の場合の工事費は，次により算定いたします。

イ　工事費は，契約者が標準設計をこえる設計によることを希望される場

合を除き，次により算定した標準設計工事費といたします。

(ｲ)　標準設計工事費は，工事費負担金の対象となる供給設備の工事に要する材料費，工費および諸掛りの合計額といたします。

(ﾛ)　材料費は，払出時の単価（電気事業会計規則に定められた方法によって算出した貯蔵品の払出単価等をいいます。）によって算定いたします。

(ﾊ)　諸掛りは，測量監督費，諸経費，補償費，建設分担関連費およびその他の費用を含み，次により算定いたします。

a　土地費（電気事業会計規則に定められた固定資産土地として計上される金額）は，工事費に計上いたしません。ただし，架空供給側接続設備の経過地に地役権を設定する場合には，その設定にともなう費用（地役権の登記に要する費用を除きます。）の50パーセントに相当する金額は工事費に計上いたします。

b　架空供給側接続設備の経過地に建造物の構築，竹木の植栽等架空供給側接続設備に支障を及ぼす行為を行なわないことを条件とする補償契約を締結する場合は，その線下補償費の50パーセントに相当する金額を工事費に計上いたします。

c　補償費中残地補償費は，それが明確に区分されている場合に限り工事費に計上いたします。

d　建設分担関連費は，電気事業会計規則等に定められた電気事業固定資産に振り替えられる範囲に限り工事費に計上いたします。

(ﾆ)　撤去工事がある場合は，(ｲ)により算定される工事費の合計額から撤去後の資材の残存価額を差し引いた金額に，撤去する場合の諸工費（諸掛りを含みます。）を加えた金額といたします。

(ﾎ)　契約者の希望により暫定的に利用される供給設備を施設する場合の工事費は，72（臨時工事費）に準じて算定いたします。

ロ　契約者が標準設計をこえる設計によることを希望される場合の工事費は，イに準じて算定いたします。

ハ　(2)イ(ｲ)または(ﾛ) a に該当し，かつ，その工事費を(1)イ(ｲ)に定める超過こう長１メートル当たりの金額または(1)ロ(ｲ) a に定める工事費単価にもとづいて算定することが適当と認められるときは，イおよびロにかかわらず，標準設計をこえる設計で施設される供給設備の工事費および標準設計工事費をいずれも(1)イ(ｲ)または(1)ロ(ｲ) a にもとづいて算定いたします。

なお，(1)イ(ｲ)にもとづいて算定する場合は，超過こう長１メートル当たりの金額を新たに施設される供給側接続設備の全工事こう長に適用して工事費を算定いたします。

ニ　当社が将来の需要を考慮してあらかじめ施設した鉄塔，管路等を利用して供給する場合は，新たに施設される電線路に必要とされる回線数，管路孔数等に応じて次により算定した金額を電線路の工事費に算入いたします。

(ｲ)　鉄塔を利用して電気を供給する場合

$$\text{工　事　費} \quad \times \quad \frac{\text{使 用 回 線 数}}{\text{施 設 回 線 数}}$$

(ﾛ)　管路等を利用して電気を供給する場合

$$\text{工　事　費} \quad \times \quad \frac{\text{使　用　孔　数}}{\text{施設孔数－予備孔数}}$$

ホ　当社が特別高圧で供給する電気について，使用開始後３年以内の供給設備を利用する場合は，新たに利用される部分を新たに施設される供給側接続設備とみなします。

なお，この場合の工事費は，(1)ロ(ｲ) a に準じて算定いたします。

ヘ　(2)ロの場合（特別高圧で供給する場合は，標準電圧20,000ボルトまたは60,000ボルトで当社が供給するときに限ります。）の工事費は，次のとおりといたします。

(ｲ)　高圧で供給する場合

(1)イ(ｲ)に定める超過こう長１メートル当たりの金額にもとづいて算定することが適当と認められる場合は，イまたはロにかかわらず，その工事費を(1)イ(ｲ)にもとづいて算定いたします。この場合，超過こう長１メートル当たりの金額を新たに施設される供給側接続設備の全工事こう長に適用して算定いたします。

(ﾛ)　特別高圧で供給する場合

契約者が標準設計をこえる設計によることを希望される場合を除き，イにかかわらず，(1)ロ(ｲ) a および(ﾛ)によって算定いたします。

なお，21（予備送電サービス）によって当社が供給する場合で，供給側接続設備（専用供給設備および予備供給設備を除きます。）と予備供給設備とを同一支持物に同時に施設するときの予備供給設備の工事費は，(1)ロ(ｲ) a の該当欄の単価の20パーセントを適用して算定いたします。

ト　低圧または高圧で供給する場合で，工事費を当社が定める単位当たりの金額にもとづいて算定することが適当と認められるとき（ハおよびヘ(ｲ)の場合を除きます。）は，イまたはロにかかわらず，工事費を当該金額にもとづいて算定いたします。

(5)　特例区域等の契約者が新たに接続供給を開始し，または接続送電サービ

ス契約電力を増加される場合（新たに接続供給を開始される場合で，当該接続供給を開始される前から引き続き当社の供給設備を利用され，かつ，下位の供給電圧に変更されるときを除きます。）で，これにともない当社が新たに供給地点への供給設備を施設するときには，当社は，(1)または(2)にかかわらず，その工事費の全額を工事費負担金として契約者から申し受けます。

なお，この場合の工事費負担金については，(2)の場合に準じて算定いたします。

(6) 分割接続供給の場合の供給地点への特別供給設備等の工事費負担金は，(2)，(3)または(5)の場合に準じて算定し，双方の契約者と当社との協議のうえ，一方または双方の契約者から申し受けます。この場合，工事費負担金の算定上，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービス契約電力を接続送電サービス契約電力とみなします。

70 工事費負担金の申受けおよび精算

(1) 当社は，工事費負担金を原則として供給準備着手前に契約者または発電契約者から申し受けます。

なお，９（検討および契約の申込み）(4)にもとづき系統連系保証金を申し受けた場合または51（契約の変更）(6)ハにもとづき混雑緩和プロセスに関する保証金を申し受けた場合は，系統連系保証金または混雑緩和プロセスに関する保証金を工事費負担金に充当いたします。

(2) 工事費負担金は，次の場合には，工事完成後すみやかに精算するものといたします。

イ 69（供給地点への供給設備の工事費負担金）(1)にもとづき算定される場合は，次に該当するとき。

(ｲ) 設計変更等により，架空供給側接続設備または地中供給側接続設備のいずれかの工事こう長の変更の差異が５パーセントをこえる場合

(ﾛ) その他特別の事情により，工事費負担金に差異が生じた場合

ロ 66（受電地点への供給設備の工事費負担金），67（受電用計量器等の工事費負担金），68（会社間連系設備の工事費負担金），69（供給地点への供給設備の工事費負担金）(2)（69〔供給地点への供給設備の工事費負担金〕(1)イ(ｲ)に定める超過こう長１メートル当たりの金額にもとづいて工事費を算定する場合または69〔供給地点への供給設備の工事費負担金〕(1)ロ(ｲ) a に定める工事費単価にもとづいて工事費を算定する場合は，イに準ずるものといたします。）および69（供給地点への供給設備の工事費負担金）(3)にもとづき算定される場合は，次に該当するとき。

(ｲ)　低圧または高圧で受電または供給する場合

a　設計変更により，電柱（鉄塔，鉄柱を含みます。），電線および変圧器等の主要材料の規格が変更となる場合，または主要材料の数量の変更（低圧引込線を除きます。）の差異が５パーセントをこえる場合

b　設計時と払出時との間で材料費の単価に変動が生じた場合（設計から払出しまでの期間が短いときを除きます。）

c　その他特別の事情により，工事費負担金に著しい差異が生じた場合

(ﾛ)　特別高圧で受電または供給する場合

原則としてすべての場合

なお，当社は，工事費負担金について利息を付しません。

(3)　当社は，工事費負担金を申し受けて施設した受電側接続設備または供給側接続設備の全部または一部を他の契約者または発電契約者と共用する供給設備として利用することがあります。

なお，当社が特別高圧で受電または供給する電気について，その利用が供給設備の使用開始後３年以内に行なわれる場合で，その受電側接続設備または供給側接続設備を使用開始したときにさかのぼって２以上の契約者または発電契約者が共用する供給設備として算定した場合の工事費負担金が既に申し受けた工事費負担金を下回るときは，その差額をお返しいたします。

(4)　当社は，66（受電地点への供給設備の工事費負担金）(2)イ(ﾊ)に定める供給設備の全部または一部を他の契約者または発電契約者と共用する供給設備として利用することがあります。

なお，当社が受電する電気または特別高圧で供給する電気について，その利用が供給設備の使用開始後３年以内に行なわれる場合で，その供給設備を使用開始したときにさかのぼって２以上の契約者または発電契約者が共用する供給設備として算定した場合の工事費負担金が既に申し受けた工事費負担金を下回るときは，原則としてその差額をお返しいたします。

(5)　当社は，契約者または発電契約者の承諾をえて，専用供給設備を専用供給設備以外の供給設備に変更することがあります。

なお，その変更が供給設備の使用開始後10年以内に行なわれる場合は，その専用供給設備を使用開始したときにさかのぼって専用供給設備以外の供給設備として算定した工事費負担金と既に申し受けた工事費負担金との差額をお返しいたします。

(6)　低圧または高圧で供給する場合，居住用の分譲地として整備された地域等において，原則として１年以内にすべての建物が施設される場合で，すべての供給地点について２以上の契約者が共同して申込みをされたときま

たはすべての供給地点について契約者から申込みがあり，かつ，一括して工事費負担金を算定することを希望されるときには，当社は，施設を予定しているすべての建物に対する工事こう長のうち無償こう長に供給地点の数の70パーセントの値を乗じてえた値をこえる部分を超過こう長として算定される69（供給地点への供給設備の工事費負担金）(1)の工事費負担金を当初に申し受けます。

また，工事費負担金契約書（73〔工事費等に関する契約書の作成〕に定める工事費等に関する契約書をいいます。）に定める期日に既に供給を開始している供給地点の数により工事費負担金を精算いたします。この場合の精算の対象となる工事こう長は，共同して申込みをされた供給地点の数と供給を開始した供給地点の数とが異なる場合であっても，施設された供給設備に応じたものといたします。

71　供給開始に至らないで契約を廃止または変更される場合等の費用の申受け

(1)　託送供給開始に至らないで接続供給契約または振替供給契約を廃止または変更される場合

供給設備の一部または全部を施設した後，契約者または需要者の都合によって託送供給の開始に至らないで接続供給契約または振替供給契約を廃止または変更される場合は，当社は，要した費用の実費を契約者から申し受けます。

なお，実際に供給設備の工事を行なわなかった場合であっても，測量監督，設計および調達した資材等に費用を要したときは，その実費を契約者から申し受けます。

また，分割接続供給の場合は，要した費用の実費を双方の契約者と当社との協議のうえ，一方または双方の契約者から申し受けます。

(2)　発電量調整供給開始に至らないで発電量調整供給契約を廃止または変更される場合

供給設備の一部または全部を施設した後，発電契約者または発電者の都合によって発電量調整供給の開始に至らないで発電量調整供給契約を廃止または変更される場合等は，当社は，要した費用の実費を発電契約者から申し受けます。ただし，発電契約者との間で電源接続案件一括検討プロセスにもとづき工事費負担金補償金を定める場合は，供給設備の工事を行なう前であっても，原則としてその金額を発電契約者から申し受けます。

なお，電力広域的運営推進機関送配電等業務指針に定める保証金を返還する事情に該当する場合は，当社は，系統連系保証金をお返しいたします。

また，実際に供給設備の工事を行なわなかった場合であっても，測量監督，設計および調達した資材等に費用を要したときは，その実費を発電契

約者から申し受けます。

(3)　混雑緩和プロセスにともなう供給設備の変更を中止される場合等の費用の申受け

混雑緩和プロセスにともない供給設備の一部または全部を変更した後，発電契約者または発電者の都合によって供給設備の変更を中止される場合等は，当社は，要した費用の実費を発電契約者から申し受けます。ただし，発電契約者との間で混雑緩和プロセスにもとづき工事費負担金補償金を定める場合は，供給設備の工事を行なう前であっても，原則としてその金額を発電契約者から申し受けます。

なお，電力広域的運営推進機関送配電等業務指針に定める混雑緩和プロセスに関する保証金を返還する事情に該当する場合は，当社は，混雑緩和プロセスに関する保証金をお返しいたします。

また，実際に供給設備の工事を行なわなかった場合であっても，測量監督，設計および調達した資材等に費用を要したときは，その実費を発電契約者から申し受けます。

72　臨時工事費

(1)　20（臨時接続送電サービス）によって供給する場合で，これにともない新たに供給設備を施設するときには，当社は，新たに施設する供給設備の工事費にその設備を撤去する場合の諸工費（諸掛りを含みます。）を加えた金額から，その撤去後の資材の残存価額を差し引いた金額を，臨時工事費として，契約者から，原則として供給準備着手前に申し受けます。

なお，撤去後の資材の残存価額は，次のとおりといたします。

イ　低圧または高圧で供給する場合は，変圧器，開閉器等の機器についてはその価額の95パーセント，その他の設備についてはその価額の50パーセントといたします。

ロ　特別高圧で供給する場合は，原則として，撤去後の資材のうち変圧器，開閉器等の機器については，契約使用期間１月（１月未満は，１月といたします。）につきその価額の１パーセントを差し引いた金額といたします。

(2)　臨時工事費を申し受ける場合は，69（供給地点への供給設備の工事費負担金）の工事費負担金は申し受けません。

(3)　低圧または高圧で供給する場合で，新たに施設する供給設備のうち，当社が将来の需要等を考慮して常置し，かつ，無償こう長に相当する部分については臨時工事費を申し受けません。

(4)　分割接続供給の場合の臨時工事費は，(1)，(2)または(3)に準じて算定し，双方の契約者と当社との協議のうえ，一方または双方の契約者から申し受

けます。

(5)　臨時工事費の精算は，70（工事費負担金の申受けおよび精算）(2)ロの場合に準ずるものといたします。

73　工事費等に関する契約書の作成

当社は，契約者もしくは発電契約者が希望される場合または当社が必要とする場合は，工事費等に関する必要な事項について，原則として供給準備着手前に，契約書を作成いたします。

Ⅸ 保　　安

74 保安の責任

当社は，受電地点に至るまでの供給設備および供給地点に至るまでの供給設備（当社が所有権を有さない設備を除きます。）ならびに計量器等発電場所内および需要場所内の当社の電気工作物について，保安の責任を負います。

75 保安等に対する発電者および需要者の協力

(1) 次の場合には，発電者または需要者からすみやかにその旨を当社に通知していただきます。この場合には，当社は，ただちに適当な処置をいたします。

イ 発電者または需要者が，引込線，計量器等その発電場所内および需要場所内の当社の電気工作物に異状もしくは故障があり，または異状もしくは故障が生ずるおそれがあると認めた場合

ロ 発電者または需要者が，発電者または需要者の電気工作物に異状もしくは故障があり，または異状もしくは故障が生ずるおそれがあり，それが当社の供給設備に影響を及ぼすおそれがあると認めた場合

(2) 発電者または需要者が，当社の供給設備を使用しないことが明らかな場合で，当社が保安上必要と認めるときは，その期間について，当社は，(1)に準じて，適当な処置をいたします。

(3) 発電者または需要者が，当社の供給設備に直接影響を及ぼすような物件（発電設備を含みます。）の設置，変更または修繕工事をされる場合は，あらかじめその内容を当社に通知していただきます。また，物件の設置，変更または修繕工事をされた後，その物件が当社の供給設備に直接影響を及ぼすこととなった場合には，すみやかにその内容を当社に通知していただきます。これらの場合において，保安上とくに必要があるときには，当社は，発電者または需要者にその内容の変更をしていただくことがあります。

(4) 当社は，必要に応じて託送供給または発電量調整供給の開始に先だち，接続供給電力または発電量調整受電電力をしゃ断する開閉器の操作方法等について，発電者および需要者と協議を行ないます。

76 調　　査

(1) 当社は，法令で定めるところにより，需要者の電気工作物が技術基準に適合しているかどうかを調査いたします。

なお，需要者のお求めに応じ，係員は，所定の証明書を提示いたします。

(2) 調査は，次の事項について行ないます。ただし，必要がないと認められる場合には，その一部を省略することがあります。

イ　絶縁抵抗値または漏えい電流値の測定
ロ　接地抵抗値の測定
ハ　点検

(3)　当社は，(1)の調査の結果，技術基準に適合していると認めるときはその旨を，適合していないと認めるときは技術基準に適合させるためにとるべき措置およびその措置をとらなかった場合に生ずると予想される結果を，需要者にお知らせいたします。

なお，調査結果の通知は，調査年月日，係員，調査についての照会先等を記載した文書等により，原則として調査時に行ないます。

77　調査等の委託

(1)　当社は，76（調査）の業務の全部または一部を経済産業大臣の登録を受けた調査機関（以下「登録調査機関」といいます。）に委託することがあります。

(2)　当社は，(1)によって委託した場合には，委託先の名称，所在地および委託した業務内容等を記載した文書等により，需要者にお知らせいたします。

78　調査に対する需要者の協力

(1)　需要者が電気工作物の変更の工事を行なった場合には，その工事が完成したとき，すみやかにその旨を当社または登録調査機関に通知していただきます。

(2)　当社は，76（調査）(1)により調査を行なうにあたり，必要があるときは，需要者の承諾をえて電気工作物の配線図を提示していただきます。

79　検査または工事の受託

(1)　低圧で供給する場合，契約者または需要者は，保安上必要な電気工作物の検査を当社に申し込むことができます。

(2)　(1)の申込みを受けた場合には，当社は，すみやかに検査を行ないます。この場合には，当社は，検査料として実費を申し受けます。ただし，軽易なものについては，無料とすることがあります。

(3)　低圧で供給する場合，契約者または需要者は，保安上必要な電気工作物の工事を当社に申し込むことができます。

(4)　(3)の申込みを受けた場合には，当社は，できる限りこれを受託いたします。受託したときには，当社は，実費を申し受けます。ただし，電線被覆損傷箇所のテープ巻き等の軽易なものについては，材料費（消耗品を除きます。）のみを申し受けます。

80　自家用電気工作物

需要者の電気工作物のうち自家用電気工作物については，この約款のうち次のものは，適用いたしません。

(1)　76（調査）
(2)　77（調査等の委託）
(3)　78（調査に対する需要者の協力）
(4)　79（検査または工事の受託）

附　　則

附　　則

１　実 施 期 日

この約款は，令和７年４月１日から実施いたします。

２　揚水発電設備等が設置された需要場所に接続供給を行なう場合の特別措置

(1)に定める適用範囲に該当する接続供給契約で，あらかじめ契約者から申出がある場合は，料金および必要となるその他の供給条件は次のとおりといたします。

(1)　適 用 範 囲

イ　揚水発電設備等が設置された需要場所に供給され揚水または蓄電された接続供給に係る電気が，当該需要場所以外の需要場所に託送供給される場合であること。

ロ　イの接続供給に係る電気と，それ以外の電気（揚水発電設備等が設置された需要場所内で使用される電気や揚水発電設備等が設置された需要場所内で発電または放電された電気等をいいます。）とを，物理的に区分する等，何らかの方法で明確に区分が可能となるよう措置されており，(ｲ)および(ﾛ)を明確に区分して定めることが可能であること。ただし，技術上，経済上やむをえない場合等特別の事情がある場合は，(ｲ)および(ﾛ)をあらかじめ契約者と当社との協議により定めることがあります。

(ｲ)　当該供給地点におけるイの接続供給に係る電気に相当する最大電力（キロワット）または最大容量（キロボルトアンペア）（以下「揚水最大電力等」といいます。）およびそれ以外の電気の最大電力または最大容量（以下「その他最大電力等」といいます。）

(ﾛ)　当該供給地点におけるイの接続供給に係る電気に相当する電力量（以下「揚水等接続供給電力量」といいます。）およびそれ以外の電気の電力量（以下「その他接続供給電力量」といいます。）

ハ　イおよびロにおける揚水発電設備等については，あらかじめ定められた順序または手続き等にしたがって揚水または蓄電および発電または放電を制御することが可能なものであること。

(2)　接続送電サービス料金または臨時接続送電サービス料金

接続送電サービス料金または臨時接続送電サービス料金は，供給地点ごとに，あらかじめ１年ごとに契約者と当社との協議により揚水発電設備等における揚水または蓄電および発電等に係る電気の損失率（以下「揚水等損失率」といいます。）を定め，19（接続送電サービス）(3)イ(ﾛ)ｃ，(ﾊ)ｃ，(ﾆ)ｃ，(ﾎ)ｃ，(ﾍ)ｃ，(ﾄ)ｃ，ロ(ｲ)ｃ，(ﾛ)ｃ，(ﾊ)ｃ，ハ(ｲ)ｃ，(ﾛ)ｃもしくは(ﾊ)ｃ，または，20（臨時接続送電サービス）(3)イ(ﾛ)ｃ，(ﾆ)ｃ，ロ(ﾊ)もしく

はハ(ハ)の適用にあたっては，接続送電サービス料金または臨時接続送電サービス料金の算定上，イ(イ)または(ロ)により，接続供給課金対象電力または接続供給課金対象電力量を定め，接続送電サービス契約電力，接続送電サービス契約容量，臨時接続送電サービス契約容量もしくは臨時接続送電サービス契約電力または接続供給電力量に代えて適用いたします。

なお，高圧または特別高圧で供給する場合で，１年を通じて最大需要電力等が夜間時間に発生するときのピークシフト電力は，19（接続送電サービス）(4)ロにかかわらず，ロといたします。

イ　接続供給課金対象電力または接続供給課金対象電力量

(イ)　接続供給課金対象電力

当該供給地点における接続供給課金対象電力（キロワット）は，次のとおりといたします。ただし，接続供給課金対象電力の算定上，１キロボルトアンペアを１キロワットとみなします。

接続供給課金対象電力 ＝ 揚水最大電力等 × 揚水等損失率 ＋ その他最大電力等

(ロ)　接続供給課金対象電力量

当該供給地点における接続供給課金対象電力量は，次のとおりといたします。

接続供給課金対象電力量 ＝ 揚水等接続供給電力量 × 揚水等損失率 ＋ その他接続供給電力量

ロ　１年を通じての最大需要電力等が夜間時間に発生する場合のピークシフト電力

高圧または特別高圧で供給する場合のピークシフト電力は，需要者の負荷移行により昼間時間から夜間時間に移行された増分電力をいい，その需要者の接続送電サービス契約電力からその需要者の１年を通じての昼間時間における接続供給電力の最大値を差し引いた値を上限として，夜間時間に移行する負荷設備の容量（キロワット），揚水最大電力等およびその他最大電力等ならびに揚水等損失率等にもとづき，あらかじめ契約者と当社との協議によって定めます。

なお，各月の昼間時間における接続供給電力の最大値の実績等から，ピークシフト電力が不適当と認められる場合には，すみやかにピークシフト電力を適正なものに変更していただきます。

ハ　そ　の　他

(イ)　19（接続送電サービス）(3)イ(イ)ａに該当する場合は，19（接続送電サービス）(3)イ(ロ)ａ，(ハ)ａまたは(ニ)ａにかかわらず，電灯標準接続送電サービス，電灯時間帯別接続送電サービスまたは電灯従量接続送電サービス（自己等への電気の供給の用に供する接続供給の場合に限ります。）を適用いたします。

(ﾛ)　20（臨時接続送電サービス）(3)イ(ｲ) a に該当する場合は，20（臨時接続送電サービス）(3)イ(ﾛ) a にかかわらず，電灯臨時接続送電サービスを適用いたします。

(ﾊ)　20（臨時接続送電サービス）(3)イ(ﾊ) a に該当する場合は，20（臨時接続送電サービス）(3)イ(ﾆ) a にかかわらず，動力臨時接続送電サービスを適用いたします。

(3)　電力および電力量の算定

当社または当社の供給区域で事業を営む配電事業者が指定する系統安定上必要な調整機能を有する揚水発電設備等であって別途当社または当社の供給区域で事業を営む配電事業者と調整に関する契約を締結する設備が設置された需要場所に接続供給を行なう場合で，電気の使用に係る調整を行なうときは，接続対象計画電力量，接続対象計画差対応補給電力量および接続対象計画差対応余剰電力量は，31（電力および電力量の算定）(12)，(22)および(23)にかかわらず，次のとおりといたします。

イ　接続対象計画電力量

接続対象計画電力量は，30分ごとの接続対象電力量の計画値（供給地点が複数ある場合はその合計といたします。）で，契約者があらかじめ電力広域的運営推進機関を通じて当社に通知するものといたします。

なお，当社または当社の供給区域で事業を営む配電事業者が指定する系統安定上必要な調整機能を有する揚水発電設備等であって別途当社または当社の供給区域で事業を営む配電事業者と調整に関する契約を締結する設備が設置された需要場所に接続供給を行なう場合で，電気の使用に係る調整を行なうときは，契約者は，別途，当該供給地点における30分ごとの接続対象電力量の計画値をあらかじめ電力広域的運営推進機関を通じて当社に通知するものといたします。

ロ　接続対象計画差対応補給電力量

接続対象計画差対応補給電力量は，30分ごとの接続対象電力量がその30分における接続対象計画電力量を上回る場合に，30分ごとに，次の式により算定された値といたします。ただし，接続対象計画差対応補給電力量の算定上，当社または当社の供給区域で事業を営む配電事業者が指定する系統安定上必要な調整機能を有する揚水発電設備等であって別途当社または当社の供給区域で事業を営む配電事業者と調整に関する契約を締結する設備が設置された需要場所に接続供給を行なう場合で，電気の使用に係る調整を行なったとき（揚水発電設備等の故障等が発生したときを除きます。）は，31（電力および電力量の算定）(8)にかかわらず，当該供給地点におけるその30分ごとの接続対象電力量の計画値にもとづき算定される当該供給地点におけるその30分ごとの接続供給電力量の計画値を当該供給地点にお

けるその30分ごとの接続供給電力量とみなし，接続対象電力量を算定いたします。

接続対象計画差対応補給電力量	＝	接続対象電力量	－	接続対象計画電力量

ハ　接続対象計画差対応余剰電力量

接続対象計画差対応余剰電力量は，30分ごとの接続対象電力量がその30分における接続対象計画電力量を下回る場合に，30分ごとに，次の式により算定された値といたします。ただし，接続対象計画差対応余剰電力量の算定上，当社または当社の供給区域で事業を営む配電事業者が指定する系統安定上必要な調整機能を有する揚水発電設備等であって別途当社または当社の供給区域で事業を営む配電事業者と調整に関する契約を締結する設備が設置された需要場所に接続供給を行なう場合で，電気の使用に係る調整を行なったとき（揚水発電設備等の故障等が発生したときを除きます。）は，31（電力および電力量の算定）(8)にかかわらず，当該供給地点におけるその30分ごとの接続対象電力量の計画値にもとづき算定される当該供給地点におけるその30分ごとの接続供給電力量の計画値を当該供給地点におけるその30分ごとの接続供給電力量とみなし，接続対象電力量を算定いたします。

接続対象計画差対応余剰電力量	＝	接続対象計画電力量	－	接続対象電力量

(4)　計量器等の取付け

料金の算定上必要な計量器等については，63（計量器等の取付け）によるものといたします。また，これに加え，(1)イの接続供給に係る電気と，それ以外の電気（揚水発電設備等が設置された需要場所内で使用される電気や揚水発電設備等が設置された需要場所内で発電または放電された電気等をいいます。）とを，(1)ロによって区分する場合には，区分するために必要な計量器およびその付属装置は，原則として，当社の所有とし，当社の負担で取り付けます。

(5)　供給電圧と計量電圧が異なる場合の取扱い

接続供給電力量および最大需要電力等は，30（計量）および附則４（受電電圧および供給電圧と計量電圧が異なる場合の取扱い）にかかわらず，供給電圧と異なった電圧で計量することがあります。この場合，接続供給電力量および最大需要電力等は，計量された接続供給電力量および最大需要電力等を，供給電圧と同位にするために，あらかじめ契約者と当社との協議によって定められた計量損失率によって修正したものといたします。

(6)　分割接続供給の場合の取扱い

イ　この特別措置の適用を希望される場合は，あらかじめ双方の契約者で協議のうえ，当社へ申し出ていただきます。

ロ　この特別措置は，それぞれの契約者に係る接続送電サービスまたは臨時接続送電サービスに適用するものとし，それぞれの契約者に係る接続送電サービスまたは臨時接続送電サービスの取扱いは，(1)および(2)に準ずるものといたします。また，この場合は，33（料金の算定）(12)または(13)にもとづき料金の調整を行なうために，１供給地点につき，１接続送電サービスまたは１臨時接続送電サービスを適用したときの接続送電サービスまたは臨時接続送電サービスにおいてもこの特別措置を適用するものとし，当該接続送電サービスまたは臨時接続送電サービスの取扱いは，(1)および(2)に準ずるものといたします。

なお，揚水等損失率は，あらかじめ１年ごとに双方の契約者と当社との協議により供給地点ごとに定め，それぞれの契約者に係る接続送電サービス料金または臨時接続送電サービス料金および１供給地点につき，１接続送電サービスまたは１臨時接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービス料金または臨時接続送電サービス料金の算定にあたり，同一の値を使用するものといたします。

３　発電量調整供給契約についての特別措置（再生可能エネルギー発電設備）

(1)　契約者が特定契約を締結している場合もしくは特定送配電事業者が特定契約を締結している場合または契約者が当社と再生可能エネルギー電気卸供給契約を締結し，指定した再生可能エネルギー発電設備から電気を調達する場合は，原則として，契約者または特定送配電事業者との間で発電量調整供給契約を締結し，特例発電バランシンググループを設定していただきます。この場合，契約者が締結する特定契約に係る再生可能エネルギー発電設備，特定送配電事業者が締結する特定契約に係る再生可能エネルギー発電設備および当社との再生可能エネルギー電気卸供給契約に係る再生可能エネルギー発電設備は，同一のバランシンググループに属することはできないものといたします。

(2)　(1)により発電量調整供給契約を締結する場合において，発電量調整供給契約（発電者から電気を受電する場合に限ります。）の申込みに先だち，契約者（当社と再生可能エネルギー電気卸供給契約を締結する契約者を除きます。）または特定送配電事業者は，受電地点特定番号を明らかにして，当社所定の様式により，受電側接続検討の申込みをしていただきます。

(3)　(1)により発電量調整供給契約を締結する場合において，発電者が特定契約を締結する電気事業者の変更を希望され，または契約者が当社もしくは特定

送配電事業者との再生可能エネルギー電気卸供給契約の変更を希望されることにともない当該発電者に係る発電量調整供給契約を変更するときは，51（契約の変更）(3)に準じて契約を変更していただくことがあります。

(4)　(1)により発電量調整供給契約を締結する場合において，契約者が特定送配電事業者と再生可能エネルギー電気卸供給契約を締結し，指定した再生可能エネルギー発電設備から電気を調達することを希望されるときは，契約者は，当社が受電地点において発電量調整供給を行なう際に必要となる事項について，特定送配電事業者が当社に通知する旨を承諾した文書を提出していただきます。

(5)　(1)により発電量調整供給契約を締結する場合において，契約者（特定送配電事業者が契約者となる場合を除きます。）が希望されるときは，契約者の指定する発電バランシンググループ（当該発電バランシンググループにおける特定契約が平成28年４月１日以降に締結され，かつ，再生可能エネルギー特別措置法第２条第３項第５号に定めるバイオマスを電気に変換する認定発電設備〔以下「バイオマス発電設備」といいます。〕であって化石燃料を混焼するもの〔再生可能エネルギー特別措置法施行規則第14条第８号ニに定める地域資源バイオマス発電設備を除きます。〕であるときを除きます。）に係る料金および必要となるその他の供給条件は次のとおりといたします。

イ　８（契約の要件）(2)イは，適用いたしません。

ロ　発電量調整供給に係る料金は，18（料金）(2)にかかわらず，18（料金）(2)に定める料金，ホにより算定されるインバランスリスク料および再生可能エネルギー予測誤差対応調整力確保料といたします。ただし，契約者が当社と再生可能エネルギー電気卸供給契約を締結し，指定した再生可能エネルギー発電設備から電気を調達する場合は，インバランスリスク料および再生可能エネルギー予測誤差対応調整力確保料は申し受けません。

ハ　特例発電バランシンググループに係る発電量調整供給の料金単価は，23（発電量調整受電計画差対応電力）(2)イ(ハ)およびロ(ハ)にかかわらず，託送供給等約款料金算定規則第29条（卸電力取引所が公表する額に限ります。）にもとづき，30分ごとに算定される金額といたします。ただし，契約者が特定契約を締結している場合の特例発電バランシンググループに係る発電量調整供給の料金単価は，23（発電量調整受電計画差対応電力）(2)イ(ハ)およびロ(ハ)にかかわらず，託送供給等約款料金算定規則附則第３条（卸電力取引所が公表する額に限ります。）にもとづき，30分ごとに算定される金額といたします。

この場合，23（発電量調整受電計画差対応電力）(2)イ(ロ)およびロ(ロ)にかかわらず，発電量調整受電計画差対応補給電力料金は，特例発電バランシンググループに係る発電量調整供給およびその他の発電バランシンググ

ループに係る発電量調整供給について，それぞれ23（発電量調整受電計画差対応電力）(2)イ(ﾛ)に準じて算定したものの合計とし，発電量調整受電計画差対応余剰電力料金は，特例発電バランシンググループに係る発電量調整供給およびその他の発電バランシンググループに係る発電量調整供給について，それぞれ23（発電量調整受電計画差対応電力）(2)ロ(ﾛ)に準じて算定したものの合計といたします。

ニ　特例発電バランシンググループに係る給電指令時補給電力料金単価は，26（給電指令時補給電力）(2)ニにかかわらず，託送供給等約款料金算定規則第29条（卸電力取引所が公表する額に限ります。）にもとづき，30分ごとに算定される金額といたします。なお，契約者が特定契約を締結している場合の特例発電バランシンググループに係る給電指令時補給電力料金単価は，26（給電指令時補給電力）(2)ニにかかわらず，託送供給等約款料金算定規則附則第３条（卸電力取引所が公表する額に限ります。）にもとづき，30分ごとに算定される金額といたします。ただし，39（給電指令の実施等）(2)ホの場合で，ノンファーム電源に対して出力の抑制を実施したときの給電指令時補給電力料金単価は，39（給電指令の実施等）(5)により補給される電気を使用されているときの翌日取引を行なうための卸電力取引市場における30分ごとの売買取引の価格（売買取引に係る電力の受渡しが連系設備の送電容量等による制限を受けるものとして当社の供給区域において売買取引を行なうものに限ります。）に消費税等相当額を加えた金額とし，当社が30分ごとに設定するものといたします。

この場合，26（給電指令時補給電力）(2)ロにかかわらず，給電指令時補給電力料金は，特例発電バランシンググループに係る補給およびその他の発電バランシンググループに係る補給について，それぞれ26（給電指令時補給電力）(2)ロに準じて算定したものの合計といたします。

ホ　インバランスリスク料は，特例発電バランシンググループにおける30分ごとの発電量調整受電電力量にインバランスリスク単価を適用してえられる金額のその１月の合計（合計額が負となる場合は零といたします。）といたします。また，再生可能エネルギー予測誤差対応調整力確保料は，特例発電バランシンググループにおける30分ごとの発電量調整受電電力量に，再生可能エネルギー予測誤差対応単価（再生可能エネルギー特別措置法施行規則に定める再生可能エネルギー予測誤差対応調整力確保に係る単価をいいます。）を適用してえられる金額のその１月の合計といたします。

ヘ　インバランスリスク料および再生可能エネルギー予測誤差対応調整力確保料について必要となるその他の事項については，発電量調整受電計画差対応補給電力料金に準じて次の各項によるものといたします。

(ｲ)　29（料金の算定期間）
(ﾛ)　33（料金の算定）
(ﾊ)　34（支払義務の発生および支払期日）
(ﾆ)　35（料金その他の支払方法）
(ﾎ)　36（保証金）
(ﾍ)　48（違約金）
(ﾄ)　55（解約等）

ト　当社は，30分ごとの契約者が締結する特定契約または当社もしくは特定送配電事業者との再生可能エネルギー電気卸供給契約に係る発電量調整受電計画電力量を決定し，原則として発電量調整供給実施日の前々日の午後４時までに契約者に通知いたします。

また，当社は，当該発電量調整受電計画電力量の見直しを行ない，変更後の発電量調整受電計画電力量を決定し，原則として発電量調整供給実施日の前日午前６時までに契約者に再通知いたします。

なお，契約者は，必要に応じて発電量調整受電計画電力量の決定に必要となる事項に関する文書を当社に提出していただきます。

チ　ローカル系統における電気の潮流が系統安定度等にもとづき算定される運用可能な容量を超過し，または超過するおそれがある場合で，当社がノンファーム電源の出力の抑制に係る通知を発電者または契約者に行なったときは，トにかかわらず，契約者は，発電量調整受電計画電力量の見直しを行なっていただきます。

リ　契約者は，発電量調整供給の実施に先だち，変更後の発電量調整受電計画電力量にもとづき発電計画を当社所定の様式により電力広域的運営推進機関を通じて当社に通知していただきます。

ヌ　リで定めた計画を変更する必要が生じた場合には，すみやかに当社に通知していただきます。

ル　この料金その他の供給条件の適用を開始した後１年間はこの料金その他の供給条件の適用を継続していただきます。また，この料金その他の供給条件の適用を終了した後１年間はこの料金その他の供給条件を適用いたしません。

(6)　(1)により発電量調整供給契約を締結する場合において，契約者が当社と再生可能エネルギー電気卸供給契約を締結し，指定した再生可能エネルギー発電設備から電気を調達するときは，契約者の指定する発電バランシンググループ（(5)において，契約者が希望される場合を除きます。）に係る料金および必要となるその他の供給条件は次のとおりといたします。

イ　発電量調整供給に係る料金は，18（料金）(2)にかかわらず，18（料金）(2)に定める料金およびロにより算定されるインバランスリスク料といたし

ます。

ロ　インバランスリスク料は，特例発電バランシンググループにおける30分ごとの発電量調整受電電力量にインバランスリスク単価を適用してえられる金額のその１月の合計（合計額が負となる場合は零といたします。）といたします。

ハ　インバランスリスク料について必要となるその他の事項については，発電量調整受電計画差対応余剰電力料金に準じて次の各項によるものといたします。

(ｲ)　29（料金の算定期間）

(ﾛ)　33（料金の算定）

(ﾊ)　34（支払義務の発生および支払期日）

(ﾆ)　35（料金その他の支払方法）

(7)　(1)により発電量調整供給契約を締結する発電場所（低圧で受電する場合に限ります。）において，イに該当する複数の発電設備等（各発電設備等の出力が10キロワット未満の場合に限ります。また，特定送配電事業者が特定契約を締結する再生可能エネルギー発電設備を除きます。）を使用する発電場所で，契約者または発電契約者から適用の申出がある場合は，当分の間，必要となるその他の供給条件は，ロからホのとおりといたします。

イ　適　　用

次のいずれかに該当する場合に適用いたします。

(ｲ)　特定契約に係る再生可能エネルギー発電設備とそれ以外の発電設備等を設置する発電場所で，特定契約に係る再生可能エネルギー発電設備以外の電気を発電契約者が受電する場合

(ﾛ)　特定契約に係る再生可能エネルギー発電設備を複数設置する発電場所で，契約者が特定契約を締結する再生可能エネルギー発電設備と当社が特定契約を締結する再生可能エネルギー発電設備が混在する場合または当社の再生可能エネルギー電気卸供給約款にもとづき指定した再生可能エネルギー発電設備から電気を調達する場合

ロ　供給および契約の単位

当社は，15（供給および契約の単位）(1)にかかわらず，１発電場所について１系統連系受電サービスを適用（当社が特定契約を締結している場合〔発電契約者が発電者との間で電力受給に関する契約を締結している場合を除きます。〕を除きます。）し，１電気方式，１引込みおよび２計量をもって発電量調整供給を行ないます。この場合，当該発電場所に係る発電バランシンググループは，計量区分ごとに発電バランシンググループを設定していただきます。

ハ　計　　量

当社は，30（計量）(1)にかかわらず，発電量調整受電電力量は，受電地点ごとに取り付けた記録型計量器および複数の発電設備等を区分するために取り付けた記録型計量器により，受電電圧と同位の電圧で，30分単位で計量いたします。また，受電地点に取り付けた記録型計量器で計量された電力量と複数の発電設備等を区分するために取り付けた記録型計量器で計量された電力量の差し引きにより，30分ごとに，発電バランシンググループごとに，電力量を仕訳いたします。この場合，31（電力および電力量の算定）の電力および電力量の算定上，仕訳後の電力量を受電地点で計量された電力量とみなします。

ニ　38（託送供給等の実施）(3)へは，適用いたしません。

ホ　イの適用を廃止しようとされる場合またはイの適用に該当しなくなった場合は，当該発電場所に係る取扱いを終了させるための適当な処置を行ないます。

なお，必要に応じて契約者，発電契約者および発電者に協力していただきます。

(8)　契約者が化石燃料を混焼するバイオマス発電設備から契約者が締結する特定契約に係る電気を受電する場合，当該バイオマス発電設備に係る発電量調整受電電力量は，次のとおりといたします。

イ　特例発電バランシンググループに係る発電量調整受電電力量は，当該バイオマス発電設備の受電地点で30分ごとに計量された電力量に，当該バイオマス発電設備のバイオマス比率（発電によりえられる電気の量に占めるバイオマスを変換してえられる電気の量の割合をいい，特定契約の料金の算定期間ごとに算定される値といたします。）を乗じてえた値とし，30分ごとに算定いたします。

ロ　契約者は，当該バイオマス発電設備の受電地点において他の特例発電バランシンググループに係る発電量調整供給契約等と同一計量する場合は，イの電力量の仕訳に係る順位を，38（託送供給等の実施）(3)へに準じて電力広域的運営推進機関を通じて当社に通知していただきます。

ハ　イのバイオマス比率は，算定後すみやかに契約者から当社に通知していただきます。この場合，当社は，必要に応じて，バイオマス比率の算定根拠に関する文書を契約者から提出していただきます。

ニ　特例発電バランシンググループと同一計量する発電バランシンググループに係る発電量調整受電電力量は，当該バイオマス発電設備の受電地点で計量された30分ごとの電力量からイおよびロにより算定された特例発電バランシンググループに係る30分ごとの発電量調整受電電力量を差し引いた値にもとづき，本則に準じて算定いたします。

(9)　その他の事項については，発電契約者および発電者の場合に準ずるものといたします。

4　受電電圧および供給電圧と計量電圧が異なる場合の取扱い

発電量調整受電電力量，接続供給電力量，最大連系電力等および最大需要電力等は，30（計量）にかかわらず，当分の間，やむをえない場合には，受電電圧および供給電圧と異なった電圧で計量いたします。この場合，発電量調整受電電力量，接続供給電力量，最大連系電力等および最大需要電力等は，計量された発電量調整受電電力量，接続供給電力量，最大連系電力等および最大需要電力等を，受電電圧および供給電圧と同位にするために，原則として３パーセントの計量損失率によって修正したものといたします。

5　記録型計量器以外の計量器で計量する場合の特別措置

(1)　低圧で供給する場合で，30分ごとに計量することができない計量器（以下「記録型計量器以外の計量器」といいます。）で計量するときの接続供給電力量および接続送電サービス契約電力については，次のとおりといたします。

イ　移行期間における30分ごとの接続供給電力量

その１月のうち記録型計量器以外の計量器で計量する期間（以下「移行期間」といいます。）における30分ごとの接続供給電力量は，移行期間において計量された接続供給電力量を移行期間における30分ごとの接続供給電力量として均等に配分してえられる値といたします。ただし，移行期間の接続供給電力量を時間帯区分ごとに計量する場合は，移行期間において各時間帯区分ごとに計量された接続供給電力量をそれぞれの時間帯区分の30分ごとの接続供給電力量として均等に配分してえられる値といたします。

ロ　移行期間において料金の変更があった場合の30分ごとの接続供給電力量

ハ，19（接続送電サービス）(2)イ(ﾛ)，(ﾊ)または20（臨時接続送電サービス）(2)イによって，接続送電サービス契約電力，接続送電サービス契約容量，臨時接続送電サービス契約容量または臨時接続送電サービス契約電力を定める場合で，移行期間において，接続送電サービスの種別，臨時接続送電サービスの種別，接続送電サービス契約電力，接続送電サービス契約容量，臨時接続送電サービス契約容量，臨時接続送電サービス契約電力等を変更したことにより，料金に変更があったときは，移行期間における接続供給電力量を，料金の変更のあった日の前後の期間の日数にそれぞれ接続送電サービス契約電力，接続送電サービス契約容量，臨時接続送電サービス契約容量または臨時接続送電サービス契約電力を乗じた値の比率により区分して算定いたします。

この場合，移行期間における料金の変更のあった日の前後の接続供給電

力量を，イに準じて，30分ごとの接続供給電力量として均等に配分いたします。

ハ　接続送電サービス契約電力

契約者が19（接続送電サービス）(2)イ(ｲ)によって接続送電サービス契約電力を定めることを希望される場合は，当分の間，19（接続送電サービス）(2)イ(ｲ)にかかわらず，供給地点ごとに，負荷設備の容量等を基準として，契約者と当社との協議によって定めることがあります。

(2)　発電量調整供給の場合で，当該発電量調整供給に係る発電量調整受電電力量を記録型計量器以外の計量器で計量するときの30分ごとの発電量調整受電電力量は，当分の間，発電契約者と当社との協議によって定めます。

6　発電量調整供給に係る発電設備等が調整電源に該当する場合の特別措置

(1)　１発電場所において，調整電源に該当する発電設備等が複数存在する場合で，当該複数の調整電源のうち，一部の調整電源の故障等が発生したときは，31（電力および電力量の算定）⑳イおよび㉑イにおける発電量調整受電計画差対応補給電力量および発電量調整受電計画差対応余剰電力量の算定上，31（電力および電力量の算定）(2)イにかかわらず，発電契約者と当社との協議によってその30分ごとに定めた値を，当該受電地点におけるその30分ごとの発電量調整受電電力量とみなします。

(2)　１発電場所において，調整電源に該当する発電設備等と調整電源に該当しない発電設備等が混在する場合は，調整電源に該当する発電設備等と調整電源に該当しない発電設備等を異なる発電バランシンググループに設定していただきます。また，当該受電地点における30分ごとの電力量および電力量の計画値は，発電契約者と当社との協議によって発電バランシンググループごとに定めます。この場合，31（電力および電力量の算定）の電力および電力量の算定上，協議により定めた値を，当該受電地点において30分ごとに計量された電力量および当該受電地点において当社が発電契約者から受電する電気の30分ごとの電力量の計画値とみなします。

7　損害賠償の免責についての特別措置（再生可能エネルギー発電設備）

発電者が再生可能エネルギー特別措置法附則第４条第１項に定める旧特定供給者に該当する場合で，39（給電指令の実施等）によって発電者の発電もしくは放電を制限し，または中止したことにより，発電者が損害（再生可能エネルギー特別措置法施行規則第14条第８号トにおいて特定契約申込者が補償を求めることができるとされている場合の損害に限ります。）を受けたときは，49（損害賠償の免責）(1)にかかわらず，発電契約者の求めに応じ，当社は，当該損害について，再生可能エネルギー特別措置法施行規則第14条第８号トに定める額

を限度として，補償するものといたします。

なお，当社は，同一の原因により発電契約者または発電者の受けた当該損害について，賠償の責めを負いません。

8　軽負荷期等における電気の使用に係る特別措置

(1)　需要者の発電設備の停止または出力の抑制により生じた不足電力の補給にあてるための電気を使用される場合における特別措置

イに定める適用範囲に該当する接続供給契約で，あらかじめ契約者からこの特別措置の適用の申出がある場合の料金および必要となるその他の供給条件は，当分の間，次のとおりといたします。

イ　適 用 範 囲

契約者が次の時間帯に，19（接続送電サービス）(2)ニによって接続送電サービス契約電力を定める供給地点において，需要者の発電設備の停止または出力の抑制により生じた不足電力の補給にあてるための電気を使用する場合に適用いたします。

(ｲ)　軽負荷期（毎年４月１日から５月31日までの期間および10月１日から11月30日までの期間をいいます。）における毎日午前８時から午後４時までの時間

(ﾛ)　その他期（軽負荷期以外の期間をいいます。）における土曜日，日曜日，「国民の祝日に関する法律」に規定する休日，１月２日，１月３日，12月30日および12月31日の午前８時から午後４時までの時間

(ﾊ)　再生可能エネルギー発電設備出力抑制対象時間（当社が再生可能エネルギー発電設備の出力抑制の可能性または出力抑制の要請を公表した場合における当該出力抑制の対象となる時間帯をいいます。）

ロ　特別措置の適用申込みおよび使用の申出

(ｲ)　契約者は，この特別措置の適用を希望する供給地点に係る事項（需要者の名称，需要場所〔供給地点特定番号を含みます。〕）を明らかにして，当社所定の様式により，申込みをしていただきます。

(ﾛ)　原則として，当社が指定する期限までに，使用の申出をしていただきます。

(ﾊ)　15（供給および契約の単位）(2)ロによって当社が分割接続供給を行なう場合で，この特別措置の適用を希望され，需要者の発電設備の停止または出力の抑制により生じた不足電力の補給にあてるための電気を使用されるときは，あらかじめ双方の契約者で協議のうえ，(ｲ)および(ﾛ)に準じて，申込みおよび申出をしていただきます。

ハ　接続送電サービス契約電力

接続送電サービス契約電力は，19（接続送電サービス）(2)ニによって定

めた値といたします。

なお，19（接続送電サービス）(2)ニの不足電力の補給にあてるための電気の供給分以外の供給分の算定上，この特別措置により電気を使用されたその１月の最大需要電力等は，その１月の最大需要電力等から19（接続送電サービス）(2)ニの契約者と当社との協議によって定めた値を差し引いたものといたします。

ニ　接続送電サービス料金

この特別措置により電気を使用したときの基本料金は，19（接続送電サービス）(3)ロ(ｲ) c (a)，(ﾛ) c (a)，ハ(ｲ) c (a)または(ﾛ) c (a)における需要者の発電設備の検査，補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気をまったく使用しないときに準じて算定いたします。ただし，その１月にこの特別措置により電気を使用し，かつ，需要者の発電設備の検査，補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気を使用したときの基本料金は，19（接続送電サービス）(3)ロ(ｲ) c (a)，(ﾛ) c (a)，ハ(ｲ) c (a)または(ﾛ) c (a)に準じて算定いたします。

ホ　そ　の　他

(ｲ)　当社は，契約者との間で，この特別措置の適用に必要となる事項について，別途覚書を締結することがあります。

(ﾛ)　当社は，電気の需給状況その他によってやむをえない場合には，この特別措置の適用をしないことがあります。

(2)　１年を通じての最大需要電力等が負荷移行先時間に発生する場合の取扱いについての特別措置

イ　19（接続送電サービス）(4)の適用を受ける供給地点において，需要者が軽負荷期における土曜日の午前８時から午後４時までの時間または再生可能エネルギー発電設備出力抑制対象時間に負荷移行を行ない，１年を通じての最大需要電力等が負荷移行先時間（夜間時間，軽負荷期における土曜日の午前８時から午後４時までの時間および再生可能エネルギー発電設備出力抑制対象時間をいいます。）に発生する場合で，契約者と当社との協議がととのったときのその供給地点の各月の接続送電サービス料金は，当分の間，19（接続送電サービス）(4)にかかわらず，19（接続送電サービス）(3)によって算定された金額から(ｲ)によって算定されたピークシフト割引額を差し引いたものといたします。

(ｲ)　ピークシフト割引額

ピークシフト割引額は，19（接続送電サービス）(4)イに準じて算定された金額といたします。この場合，19（接続送電サービス）(4)イにいうロのピークシフト電力は，(ﾛ)のピークシフト電力といたします。

(ﾛ)　ピークシフト電力

ピークシフト電力は，その需要者の接続送電サービス契約電力からその需要者の１年を通じての負荷移行元時間（負荷移行先時間以外の時間をいいます。）における接続供給電力の最大値を差し引いた値を上限として，負荷移行先時間に移行する負荷設備の容量（キロワット）等にもとづき，あらかじめ契約者と当社との協議によって定めます。

なお，分割接続供給の場合は，それぞれの契約者に係るピークシフト電力とあわせて，33（料金の算定）(12)にもとづき料金の調整を行なうために，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用したときのピークシフト電力を，あらかじめ双方の契約者と当社との協議によって定めます。

また，各月の負荷移行元時間における接続供給電力の最大値の実績等から，ピークシフト電力が不適当と認められる場合には，すみやかにピークシフト電力を適正なものに変更していただきます。

(ﾊ)　１年を通じて負荷移行先時間に最大需要電力等が発生しないことが明らかになった場合等については，本取扱いの適用をただちに解消いたします。

なお，それが19（接続送電サービス）(4)の取扱い適用後１年に満たない場合は，既に適用したピークシフト割引額（19〔接続送電サービス〕(4)によって適用したピークシフト割引額を含みます。）の合計金額を本取扱いの適用が解消された月の接続送電サービス料金に加算したものをその月の接続送電サービス料金として算定いたします。

(ﾆ)　この特別措置の適用にともない，19（接続送電サービス）(4)ハに該当する場合であっても，19（接続送電サービス）(4)ハに定める適用後１年に満たない場合の取扱いは適用いたしません。

ロ　高圧または特別高圧で供給する場合で，需要者が負荷移行元時間から負荷移行先時間への負荷移行を行なった結果，１年を通じての最大需要電力等が負荷移行先時間に発生し，かつ，契約者が標準接続送電サービスまたは時間帯別接続送電サービスの適用を受け，契約者と当社との協議がととのったときのその供給地点の各月の接続送電サービス料金は，当分の間，19（接続送電サービス）(3)によって算定された金額から(ｲ)によって算定されたピークシフト割引額を差し引いたものといたします。

(ｲ)　ピークシフト割引額

ピークシフト割引額は，19（接続送電サービス）(4)イに準じて算定された金額といたします。この場合，19（接続送電サービス）(4)イにいうロのピークシフト電力は，(ﾛ)のピークシフト電力といたします。

(ﾛ)　ピークシフト電力

ピークシフト電力は，需要者の負荷移行により負荷移行元時間から負荷移行先時間に移行された増分電力をいい，その需要者の接続送電サービス契約電力からその需要者の１年を通じての負荷移行元時間における接続供給電力の最大値を差し引いた値を上限として，負荷移行先時間に移行する負荷設備の容量（キロワット）等にもとづき，あらかじめ契約者と当社との協議によって定めます。

なお，分割接続供給の場合は，それぞれの契約者に係るピークシフト電力とあわせて，33（料金の算定）(12)にもとづき料金の調整を行なうために，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用したときのピークシフト電力を，あらかじめ双方の契約者と当社との協議によって定めます。

また，各月の負荷移行元時間における接続供給電力の最大値の実績等から，ピークシフト電力が不適当と認められる場合には，すみやかにピークシフト電力を適正なものに変更していただきます。

(ﾊ)　１年を通じて負荷移行先時間に最大需要電力等が発生しないことが明らかになった場合等については，本取扱いの適用をただちに解消いたします。

なお，それが本取扱い適用後１年に満たない場合は，既に適用したピークシフト割引額の合計金額を本取扱いの適用が解消された月の接続送電サービス料金に加算したものをその月の接続送電サービス料金として算定いたします。

ハ　附則２（揚水発電設備等が設置された需要場所に接続供給を行なう場合の特別措置）の適用を受け，かつ，イまたはロの適用を受ける場合のピークシフト電力は，附則２（揚水発電設備等が設置された需要場所に接続供給を行なう場合の特別措置）(2)ロまたはイ(ﾛ)もしくはロ(ﾛ)にかかわらず，その需要者の接続送電サービス契約電力からその需要者の１年を通じての負荷移行元時間における接続供給電力の最大値を差し引いた値を上限として，負荷移行先時間に移行する負荷設備の容量（キロワット），揚水最大電力等およびその他最大電力等ならびに揚水等損失率等にもとづき，あらかじめ契約者と当社との協議によって定めます。

なお，分割接続供給の場合は，それぞれの契約者に係るピークシフト電力とあわせて，33（料金の算定）(12)にもとづき料金の調整を行なうために，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用したときのピークシフト電力を，あらかじめ双方の契約者と当社との協議によって定めます。

また，各月の負荷移行元時間における接続供給電力の最大値の実績等から，ピークシフト電力が不適当と認められる場合には，すみやかにピーク

シフト電力を適正なものに変更していただきます。

９　再エネ海域利用法に係る特別措置

再エネ海域利用法第８条第１項の規定による海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域の指定に関する国からの要請による受電側接続検討について，電力広域的運営推進機関から依頼を受けた場合は，受電側接続検討の申込みがなされたものとみなし，９（検討および契約の申込み）(1)にもとづき受電側接続検討をいたします。この場合，検討料については，選定事業者を発電者とする発電契約者から申し受けます。

10　みなし登録特定送配電事業者についての特別措置

この約款実施の際現に改正前の電気事業法附則第４条第２項に規定されるみなし登録特定送配電事業者が，特定送配電事業の用に供するための託送供給を行なう場合の料金および必要となるその他の供給条件のうち，この約款によりがたい事項については，みなし登録特定送配電事業者と当社との協議によって定めます。

11　バランシンググループの設定に係る特別措置

契約者，発電契約者または需要抑制契約者が配電事業者（当社供給区域内において事業を営むものに限ります。）の供給区域において配電事業者の託送供給等約款（電気事業法第27条の12の11第１項にもとづき配電事業者が経済産業大臣に届け出たものをいい，電気事業法第27条の12の11第２項ただし書にもとづき経済産業大臣の承認を受けた料金その他の供給条件を含みます。以下「配電事業者の約款」といいます。）により託送供給または電力量調整供給を受ける場合で，当該配電事業者の配電事業に係る業務の一部（発電量調整受電計画差対応電力，接続対象計画差対応電力および需要抑制量調整受電計画差対応電力の不足電力の補給または送電超過分電力もしくは抑制超過分電力の購入ならびに給電指令等により生じた不足電力の補給に係る業務といたします。）について，当該配電事業者と当社との間で受委託に関する契約を締結し，かつ，契約者，発電契約者または需要抑制契約者が当該配電事業者の供給区域における需要場所または発電場所（調整電源に該当する発電場所を除きます。）をこの約款で設定する需要バランシンググループ，発電バランシンググループまたは需要抑制バランシンググループに属することを希望されるときの料金および必要となるその他の供給条件は，当分の間，次のとおりといたします。

(1)　代表契約者の選任

契約者および配電事業者の約款に定める契約者が複数となる場合で，１需要バランシンググループを設定することを希望されるときは，次のとおりと

していただきます。

イ　４（代表契約者の選任）にかかわらず，自己等への電気の供給の用に供するための接続供給契約の場合を除き，１需要バランシンググループを設定することを希望されるすべての者がこの約款にもとづいて当社と接続供給契約を締結するものとし，１接続供給契約における契約者を複数としていただきます。この場合，当該接続供給契約においては１需要バランシンググループを設定するものとし，この約款に関する当社との協議および接続供給の実施に関する事項についての権限を複数の契約者全員から委任された契約者を，代表契約者としてあらかじめ選任していただき，かつ，契約者が行なう，当社との手続きおよび協議，この約款に定める金銭債務の支払い等は，代表契約者を通じて行なっていただきます。また，当社は，契約者との協議および契約者への通知を代表契約者に対して行ないます。ただし，当社は，必要に応じて，代表契約者以外の契約者と，協議等をさせていただくことがあります。

ロ　契約者は，配電事業者と締結する接続供給契約においても，イによって代表契約者に選任された契約者を代表契約者としてあらかじめ選任していただきます。ただし，イによって代表契約者に選任された契約者と配電事業者が接続供給契約を締結し，イにおいて１需要バランシンググループを設定する他の契約者が当該配電事業者と接続供給契約を締結しない場合を除きます。

(2)　契約の要件

需要抑制契約者が需要抑制量調整供給契約を希望される場合で，需要抑制契約者が特定卸供給を行なう事業を営むものであるときは，８（契約の要件）(4)イにかかわらず，次のいずれにも該当すること。

イ　需要者（配電事業者の約款に定める需要者を含みます。）に対して，次の(ｲ)および(ﾛ)の事項を定めた需要抑制に関する計画を適時に策定し，当該計画にしたがって適切な需要抑制の指示を適時に出すことができること。

(ｲ)　需要抑制量（１キロワットをこえる電気を抑制しようとするものに限ります。）

(ﾛ)　需要抑制の実施頻度および時期

ロ　イによってえられた100キロワットをこえる電気（配電事業者の約款に定める需要抑制量調整供給契約における電気を含みます。）を供給しようとするものであること。

ハ　電気の安定かつ適正な供給を確保するための適切な需給管理体制および情報管理体制を確立し，実施および維持することができること。

ニ　需要者の保護の観点から適切な情報管理体制を確立し，実施および維持できること。

ホ　需要者と電力需給に関する契約等を締結している契約者が供給力を確保するよう，当該契約者と需要抑制契約者との間または当該契約者と需要者との間で適切な契約がなされていること。

(3)　供給および契約の単位

イ　接続供給の場合，契約者は配電事業者の供給区域における需要場所について，この約款で設定する需要バランシンググループと同一の需要バランシンググループを設定していただきます。

ロ　発電量調整供給の場合，発電契約者は配電事業者の供給区域における発電場所（調整電源に該当する場合を除きます。）について，この約款で設定する発電バランシンググループと同一の発電バランシンググループを設定していただきます。

ハ　需要抑制量調整供給の場合，需要抑制契約者は配電事業者の供給区域における需要場所について，この約款で設定する需要抑制バランシンググループと同一の需要抑制バランシンググループを設定していただきます。

なお，需要抑制契約者は，需要者（配電事業者の約款に定める需要者を含みます。）と電力需給に関する契約等を締結している契約者が同一で，かつ，需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量および需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量の算定方法（31〔電力および電力量の算定〕(14)イまたはロならびに配電事業者の約款に定める需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量および需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量の算定方法をいいます。）が同一となるように需要抑制バランシンググループを設定していただきます。この場合，当該需要場所は複数の需要抑制バランシンググループ（配電事業者の約款で設定する需要抑制バランシンググループを含みます。）に属することはできないものといたします。

(4)　料　　金

イ　発電量調整受電計画差対応電力

発電バランシンググループにおいて，発電量調整受電計画差対応電力の算定上，23（発電量調整受電計画差対応電力）にかかわらず，次のとおりといたします。

(ｲ)　適　　用

発電バランシンググループにおいて，39（給電指令の実施等）(5)もしくは(6)または配電事業者の約款にもとづき配電事業者が発電契約者または配電事業者の約款に定める発電者に対して給電指令等を実施することにより補給される電気を使用されていないときに適用いたします。

(ﾛ)　発電量調整受電計画差対応電力

a　発電量調整受電計画差対応補給電力

(a)　適 用 範 囲

30分ごとの発電量調整受電電力量（配電事業者の約款に定める発電量調整受電電力量を含みます。）が，その30分の(5)ロの発電量調整受電計画電力量を下回る場合に生じた不足電力の補給にあてるための電気に適用いたします。

(b)　発電量調整受電計画差対応補給電力料金

発電量調整受電計画差対応補給電力料金は，30分ごとの発電量調整受電計画差対応補給電力量に(c)の発電量調整受電計画差対応補給電力料金単価を適用してえられる金額のその１月の合計といたします。

(c)　発電量調整受電計画差対応補給電力料金単価

発電量調整受電計画差対応補給電力料金単価は，託送供給等約款料金算定規則第27条にもとづきインバランス料金として算定される金額に消費税等相当額を加えた金額とし，当社が30分ごとに設定するものといたします。

b　発電量調整受電計画差対応余剰電力

(a)　適 用 範 囲

30分ごとの発電量調整受電電力量（配電事業者の約款に定める発電量調整受電電力量を含みます。）が，その30分の(5)ロの発電量調整受電計画電力量を上回る場合の送電超過分電力について，当社が購入する電気に適用いたします。

(b)　発電量調整受電計画差対応余剰電力料金

発電量調整受電計画差対応余剰電力料金は，30分ごとの発電量調整受電計画差対応余剰電力量に(c)の発電量調整受電計画差対応余剰電力料金単価を適用してえられる金額のその１月の合計といたします。

(c)　発電量調整受電計画差対応余剰電力料金単価

発電量調整受電計画差対応余剰電力料金単価は，託送供給等約款料金算定規則第27条にもとづきインバランス料金として算定される金額に消費税等相当額を加えた金額とし，当社が30分ごとに設定するものといたします。

ロ　接続対象計画差対応電力

需要バランシンググループにおいて，接続対象計画差対応電力の算定上，24（接続対象計画差対応電力）にかかわらず，次のとおりといたします。

(ｲ) 適　　用

39（給電指令の実施等）(4)または配電事業者の約款にもとづき配電事業者が契約者に対して給電指令等を実施することにより補給される電気を使用されていないときに適用いたします。

(ﾛ) 接続対象計画差対応電力

a 接続対象計画差対応補給電力

(a) 適 用 範 囲

30分ごとの接続対象電力量（配電事業者の約款に定める接続対象電力量を含みます。）が，その30分の(5)ニの接続対象計画電力量を上回る場合に生じた不足電力の補給にあてるための電気に適用いたします。

(b) 接続対象計画差対応補給電力料金

接続対象計画差対応補給電力料金は，30分ごとの接続対象計画差対応補給電力量に(c)の接続対象計画差対応補給電力料金単価を適用してえられる金額のその１月の合計といたします。

(c) 接続対象計画差対応補給電力料金単価

接続対象計画差対応補給電力料金単価は，託送供給等約款料金算定規則第27条にもとづきインバランス料金として算定される金額に消費税等相当額を加えた金額とし，当社が30分ごとに設定するものといたします。

b 接続対象計画差対応余剰電力

(a) 適 用 範 囲

30分ごとの接続対象電力量（配電事業者の約款に定める接続対象電力量を含みます。）が，その30分の(5)ニの接続対象計画電力量を下回る場合の送電超過分電力について，当社が購入する電気に適用いたします。

(b) 接続対象計画差対応余剰電力料金

接続対象計画差対応余剰電力料金は，30分ごとの接続対象計画差対応余剰電力量に(c)の接続対象計画差対応余剰電力料金単価を適用してえられる金額のその１月の合計といたします。

(c) 接続対象計画差対応余剰電力料金単価

接続対象計画差対応余剰電力料金単価は，託送供給等約款料金算定規則第 27 条にもとづきインバランス料金として算定される金額に消費税等相当額を加えた金額とし，当社が 30 分ごとに設定するものといたします。

ハ 需要抑制量調整受電計画差対応電力

需要抑制バランシンググループにおいて，需要抑制量調整受電計画差対

応電力の算定上，25（需要抑制量調整受電計画差対応電力）にかかわらず，次のとおりといたします。

(ｲ) 適　　用

需要抑制バランシンググループに適用いたします。

(ﾛ) 需要抑制量調整受電計画差対応電力

a 需要抑制量調整受電計画差対応補給電力

(a) 適 用 範 囲

30分ごとの需要抑制量調整受電電力量（配電事業者の約款に定める需要抑制量調整受電電力量を含みます。）が，その30分の(5)への需要抑制量調整受電計画電力量を下回る場合に生じた不足電力の補給にあてるための電気に適用いたします。

(b) 需要抑制量調整受電計画差対応補給電力料金

需要抑制量調整受電計画差対応補給電力料金は，30分ごとの需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量に(c)の需要抑制量調整受電計画差対応補給電力料金単価を適用してえられる金額のその１月の合計といたします。

(c) 需要抑制量調整受電計画差対応補給電力料金単価

需要抑制量調整受電計画差対応補給電力料金単価は，託送供給等約款料金算定規則第27条にもとづきインバランス料金として算定される金額に消費税等相当額を加えた金額とし，当社が30分ごとに設定するものといたします。

b 需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力

(a) 適 用 範 囲

30分ごとの需要抑制量調整受電電力量（配電事業者の約款に定める需要抑制量調整受電電力量を含みます。）が，その30分の(5)への需要抑制量調整受電計画電力量を上回る場合の抑制超過分電力について，当社が購入する電気に適用いたします。

(b) 需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力料金

需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力料金は，30分ごとの需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量に(c)の需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力料金単価を適用してえられる金額のその１月の合計といたします。

(c) 需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力料金単価

需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力料金単価は，託送供給等約款料金算定規則第27条にもとづきインバランス料金として算定される金額に消費税等相当額を加えた金額とし，当社が30分ごとに設定するものといたします。

ニ　給電指令時補給電力

発電バランシンググループまたは需要バランシンググループにおいて，給電指令時補給電力の算定上，26（給電指令時補給電力）にかかわらず，次のとおりといたします。

(ｲ)　契約者に係る給電指令時補給電力料金

a　適 用 範 囲

39（給電指令の実施等）(4)または配電事業者の約款にもとづき配電事業者が契約者に対して給電指令等を実施することにより補給される電気を使用されているときに適用いたします。

b　給電指令時補給電力料金

給電指令時補給電力料金は，ｃに定める30分ごとの給電指令時補給電力量にｄの給電指令時補給電力料金単価を適用してえられる金額のその１月の合計といたします。

c　給電指令時補給電力量

給電指令時補給電力量は，給電指令等の間，(5)ヌにより30分ごとに算定された値といたします。

d　給電指令時補給電力料金単価

給電指令時補給電力料金単価は，託送供給等約款料金算定規則第27条にもとづきインバランス料金として算定される金額に消費税等相当額を加えた金額とし，当社が30分ごとに設定するものといたします。

(ﾛ)　発電契約者に係る給電指令時補給電力料金

a　適 用 範 囲

39（給電指令の実施等）(5)もしくは(6)または配電事業者の約款にもとづき配電事業者が発電契約者または配電事業者の約款に定める発電者に対して給電指令等を実施することにより補給される電気を使用されているときに，補給される電気を使用する発電バランシンググループに適用いたします。

b　給電指令時補給電力料金

給電指令時補給電力料金は，ｃに定める30分ごとの給電指令時補給電力量にｄの給電指令時補給電力料金単価を適用してえられる金額のその１月の合計といたします。

c　給電指令時補給電力量

給電指令時補給電力量は，給電指令等の間，(5)チにより30分ごとに算定された値といたします。

d　給電指令時補給電力料金単価

給電指令時補給電力料金単価は，託送供給等約款料金算定規則第27条にもとづきインバランス料金として算定される金額に消費税等相当

額を加えた金額とし，当社が30分ごとに設定するものといたします。ただし，39（給電指令の実施等）(2)ホの場合で，ノンファーム電源（配電事業者の約款に定めるノンファーム電源を含みます。）に対して出力の抑制を実施したときは，39（給電指令の実施等）(5)により補給される電気を使用されているときの翌日取引を行なうための卸電力取引市場における30分ごとの売買取引の価格（売買取引に係る電力の受渡しが連系設備の送電容量等による制限を受けるものとして当社の供給区域において売買取引を行なうものに限ります。）に消費税等相当額を加えた金額とし，当社が30分ごとに設定するものといたします。また，当社もしくは配電事業者が指定する要件を有する発電設備等またはファーム電源（配電事業者の約款に定めるファーム電源を含みます。）であって別途当社もしくは配電事業者と給電指令時補給電力料金に関する契約を締結する設備については，当該契約によるものといたします。

(5)　電力および電力量の算定

イ　発電量調整受電計画電力

発電量調整受電計画電力は，31（電力および電力量の算定）(3)にかかわらず，ロの発電量調整受電計画電力量の値を２倍した値とし，30分ごとに算定いたします。

ロ　発電量調整受電計画電力量

発電量調整受電計画電力量は，31（電力および電力量の算定）(4)ロにかかわらず，受電地点（配電事業者の約款に定める受電地点を含みます。）において当社および配電事業者が発電契約者から受電する電気の30分ごとの電力量の計画値（受電地点〔配電事業者の約款に定める受電地点を含みます。〕が複数ある場合はその合計といたします。）で，発電契約者があらかじめ電力広域的運営推進機関を通じて当社に通知する発電計画といたします。ただし，別表10（発電計画・調達計画・販売計画）に定める当日計画の発電計画と調達計画の合計値が30分ごとに販売計画の値と一致しない等の場合は，別表７（発電量調整受電計画電力量，接続対象計画電力量および需要抑制量調整受電計画電力量に関する取扱い）(1)のとおりといたします。

ハ　接続対象計画電力

接続対象計画電力は，31（電力および電力量の算定）(11)にかかわらず，ニの接続対象計画電力量の値を２倍した値とし，30分ごとに算定いたします。

ニ　接続対象計画電力量

接続対象計画電力量は，31（電力および電力量の算定）(12)にかかわらず，

30分ごとの接続対象電力量の計画値（供給地点〔配電事業者の約款に定める供給地点を含みます。〕が複数ある場合はその合計といたします。）で，契約者があらかじめ電力広域的運営推進機関を通じて当社に通知する需要想定値といたします。ただし，別表９（需要計画・調達計画・販売計画）に定める当日計画の需要想定値に対する取引計画（調達計画から販売計画を差し引いたものといたします。）が30分ごとに需要想定値と一致しない等の場合は，別表７（発電量調整受電計画電力量，接続対象計画電力量および需要抑制量調整受電計画電力量に関する取扱い）(2)のとおりといたします。

ホ　需要抑制量調整受電計画電力

需要抑制量調整受電計画電力は，31（電力および電力量の算定）(15)にかかわらず，への需要抑制量調整受電計画電力量の値を２倍した値とし，30分ごとに算定いたします。

ヘ　需要抑制量調整受電計画電力量

需要抑制量調整受電計画電力量は，31（電力および電力量の算定）(16)にかかわらず，当社および配電事業者が需要抑制契約者から受電する電気の30分ごとの電力量の計画値で，需要場所（配電事業者の約款に定める需要場所を含みます。）ごとに，需要抑制契約者があらかじめ電力広域的運営推進機関を通じて当社に通知する需要抑制計画値といたします。ただし，別表11（需要抑制計画・調達計画・販売計画・ベースライン）に定める当日計画の調達計画が30分ごとに販売計画の値と一致しない等の場合は,別表７（発電量調整受電計画電力量，接続対象計画電力量および需要抑制量調整受電計画電力量に関する取扱い）(3)のとおりといたします。

ト　ベースライン

ベースラインは，31（電力および電力量の算定）(17)にかかわらず，需要抑制量調整供給に係る需要抑制を行なわない場合の需要場所（配電事業者の約款に定める需要場所を含みます。）に係る供給地点で計量される接続供給電力量（配電事業者の約款に定める接続供給電力量を含みます。）を損失率で修正した電力量の計画値で，需要場所（配電事業者の約款に定める需要場所を含みます。）ごと（15〔供給および契約の単位〕(1)イまたはロの場合は１接続送電サービスまたは１臨時接続送電サービスごとといたします。また，配電事業者の約款に定める需要場所に複数の接続送電サービス等が適用されている場合は，１接続送電サービス等ごとといたします。）に，需要抑制契約者があらかじめ電力広域的運営推進機関を通じて当社に通知するものといたします。

チ　発電量調整受電計画差対応補給電力量

発電量調整受電計画差対応補給電力量は，31（電力および電力量の算定）

⑳ロにかかわらず，次の(ｲ)，(ﾛ)および(ﾊ)によって算定された値とし，発電バランシンググループごとに算定いたします。

(ｲ)　30分ごとに，受電地点（配電事業者の約款に定める受電地点を含みます。）で計量された電力量の合計がその30分における発電量調整受電計画電力量を下回る場合に，30分ごとに，次の式により算定された値といたします。

発電量調整受電計画差対応補給電力量	＝	発電量調整受電計画電力量	－	発電量調整受電電力量

(ﾛ)　次の場合で，当社または配電事業者が給電指令時補給を行なったときは，発電量調整受電計画差対応補給電力量の算定上，当該発電設備等の30分ごとの発電量調整受電計画電力量を当該受電地点における30分ごとの発電量調整受電電力量とみなします。この場合，当該発電設備等の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量の算定上，当該受電地点のみによる発電バランシンググループが設定されているとみなし，その発電量調整受電計画差対応補給電力量は，30分ごとに，次の式により算定された値といたします。

発電量調整受電計画差対応補給電力量	＝	発電量調整受電計画電力量	－	発電量調整受電電力量

a　当社または配電事業者が指定する要件を有する発電設備等であって別途当社または配電事業者と給電指令時補給電力料金に関する契約を締結する設備に対して出力の抑制を実施した場合

b　39（給電指令の実施等）(2)イの場合で，原則として30分ごとの実需給の開始時刻の１時間前以降に発電量調整供給に係る発電設備等に対してＮ－１電制（配電事業者の約款に定めるＮ－１電制を含みます。）を実施したとき。

c　39（給電指令の実施等）(2)ホの場合で，発電量調整供給に係る発電設備等（配電事業者の約款に定める発電量調整供給に係る発電設備等を含みます。）に対して出力の抑制を実施したとき。

d　39（給電指令の実施等）(2)への場合で，ファーム電源（配電事業者の約款に定めるファーム電源を含みます。）に対して出力の抑制を実施したとき。

(ﾊ)　次の場合で，当社または配電事業者が給電指令時補給を行なったときは，発電量調整受電計画差対応補給電力量の算定上，当該発電設備等の30分ごとの発電量調整受電計画電力量を当該受電地点における30分ごとの発電量調整受電電力量とみなします。この場合，当該発電設備等の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量の算定上，当

該受電地点のみによる発電バランシンググループが設定されているとみなし，その発電量調整受電計画差対応補給電力量は，30分ごとに，次により算定された値といたします。

a　当社または配電事業者が39（給電指令の実施等）(2)イ，ロ，ハまたはトの場合の給電指令等および39（給電指令の実施等）(2)ホの場合の給電指令等により，同時に出力の抑制を実施した場合

(a)　発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が，39（給電指令の実施等）(2)ホによる出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）を下回る場合

39（給電指令の実施等）(2)ホによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，次の式により算定された値とし，39（給電指令の実施等）(2)イ，ロ，ハまたはトによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，零といたします。

発電量調整受電計画差対応補給電力量 ＝ 発電量調整受電計画電力量 － 発電量調整受電電力量

(b)　発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が，39（給電指令の実施等）(2)ホによる出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）と一致または上回る場合

39（給電指令の実施等）(2)ホによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，39（給電指令の実施等）(2)ホによる出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）とし，39（給電指令の実施等）(2)イ，ロ，ハまたはトによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，次の式により算定された値といたします。

発電量調整受電計画差対応補給電力量 ＝ 発電量調整受電計画電力量 － 39（給電指令の実施等）(2)ホによる出力抑制対象電力量 － 発電量調整受電電力量

b　当社または配電事業者がファーム電源（配電事業者の約款に定めるファーム電源を含みます。）に対して，39（給電指令の実施等）(2)イ，ロ，ハまたはトの場合の給電指令等および39（給電指令の実施等）(2)への場合の給電指令等により，同時に出力の抑制を実施した場合

(a)　発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引い

た値が，39（給電指令の実施等）(2)ヘによる出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）を下回る場合

39（給電指令の実施等）(2)ヘによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，次の式により算定された値とし，39（給電指令の実施等）(2)イ，ロ，ハまたはトによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，零といたします。

発電量調整受電計画差対応補給電力量 ＝ 発電量調整受電計画電力量 － 発電量調整受電電力量

(b)　発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が，39（給電指令の実施等）(2)ヘによる出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）と一致または上回る場合

39（給電指令の実施等）(2)ヘによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，39（給電指令の実施等）(2)ヘによる出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）とし，39（給電指令の実施等）(2)イ，ロ，ハまたはトによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，次の式により算定された値といたします。

発電量調整受電計画差対応補給電力量 ＝ 発電量調整受電計画電力量 － 39（給電指令の実施等）(2)ヘによる出力抑制対象電力量 － 発電量調整受電電力量

c　当社または配電事業者がノンファーム電源（配電事業者の約款に定めるノンファーム電源を含みます。）であり，かつ，当社または配電事業者が指定する要件を有する発電設備等であって別途当社または配電事業者と給電指令時補給電力料金に関する契約を締結する設備に対して，39（給電指令の実施等）(2)への場合の給電指令等および39（給電指令の実施等）(2)トの場合の給電指令等により，同時に出力の抑制を実施した場合

(a)　発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が，39（給電指令の実施等）(2)ヘによる出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）を下回る場合

39（給電指令の実施等）(2)ヘによって出力の抑制を実施した場合

の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，次の式により算定された値とし，39（給電指令の実施等）(2)トによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，零といたします。

発電量調整受電計画差対応補給電力量 ＝ 発電量調整受電計画電力量 － 発電量調整受電電力量

(b)　発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が，39（給電指令の実施等）(2)ヘによる出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）と一致または上回る場合

39（給電指令の実施等）(2)ヘによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，39（給電指令の実施等）(2)ヘによる出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）とし，39（給電指令の実施等）(2)トによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，次の式により算定された値といたします。

発電量調整受電計画差対応補給電力量 ＝ 発電量調整受電計画電力量 － 39（給電指令の実施等）(2)ヘによる出力抑制対象電力量 － 発電量調整受電電力量

d　当社または配電事業者が39（給電指令の実施等）(2)ホの場合の給電指令等および39（給電指令の実施等）(2)への場合の給電指令等により，同時に出力の抑制を実施した場合

(a)　発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が，39（給電指令の実施等）(2)ヘによる出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）を下回る場合

39（給電指令の実施等）(2)ヘによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，次の式により算定された値とし，39（給電指令の実施等）(2)ホによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，零といたします。

発電量調整受電計画差対応補給電力量 ＝ 発電量調整受電計画電力量 － 発電量調整受電電力量

(b)　発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が，39（給電指令の実施等）(2)ヘによる出力抑制対象電力量

（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）と一致または上回る場合

39（給電指令の実施等）(2)へによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，39（給電指令の実施等）(2)へによる出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）とし，39（給電指令の実施等）(2)ホによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，次の式により算定された値といたします。

発電量調整受電計画差対応補給電力量 ＝ 発電量調整受電計画電力量 － 39（給電指令の実施等）(2)へによる出力抑制対象電力量 － 発電量調整受電電力量

e　当社または配電事業者が39（給電指令の実施等）(2)イ，ロ，ハまたはトの場合の給電指令等，39（給電指令の実施等）(2)ホの場合の給電指令等および39（給電指令の実施等）(2)への場合の給電指令等により，同時に出力の抑制を実施した場合

(a)　発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が，39（給電指令の実施等）(2)へによる出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）を下回る場合

39（給電指令の実施等）(2)へによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，次の式により算定された値とし，39（給電指令の実施等）(2)イ，ロ，ハまたはトによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給および39（給電指令の実施等）(2)ホによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，零といたします。

発電量調整受電計画差対応補給電力量 ＝ 発電量調整受電計画電力量 － 発電量調整受電電力量

(b)　発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が，39（給電指令の実施等）(2)へによる出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）と一致または上回り，かつ，39（給電指令の実施等）(2)へによる出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）に39（給電指令の実施等）(2)ホによる出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を

含みます。）を加えた値を下回る場合

39（給電指令の実施等）(2)へによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，39（給電指令の実施等）(2)へによる出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）とし，39（給電指令の実施等）(2)ホによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，次の式により算定された値とし，39（給電指令の実施等）(2)イ，ロ，ハまたはトによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，零といたします。

発電量調整受電計画差対応補給電力量 ＝ 発電量調整受電計画電力量 － 39（給電指令の実施等）(2)へによる出力抑制対象電力量 － 発電量調整受電電力量

(c)　発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が，39（給電指令の実施等）(2)へによる出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）に39（給電指令の実施等）(2)ホによる出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）を加えた値と一致または上回る場合

39（給電指令の実施等）(2)ホによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，39（給電指令の実施等）(2)ホによる出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）とし，39（給電指令の実施等）(2)へによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，39（給電指令の実施等）(2)へによる出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）とし，39（給電指令の実施等）(2)イ，ロ，ハまたはトによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，次の式により算定された値といたします。

発電量調整受電計画差対応補給電力量 ＝ 発電量調整受電計画電力量 － 39（給電指令の実施等）(2)ホによる出力抑制対象電力量 － 39（給電指令の実施等）(2)へによる出力抑制対象電力量 － 発電量調整受電電力量

リ　発電量調整受電計画差対応余剰電力量

発電量調整受電計画差対応余剰電力量は，31（電力および電力量の算定）

(21)ロにかかわらず，30分ごとに，受電地点（配電事業者の約款に定める受電地点を含みます。）で計量された電力量の合計がその30分における発電量調整受電計画電力量を上回る場合に，30分ごとに，次の式により算定された値とし，発電バランシンググループごとに算定いたします。ただし，当社もしくは配電事業者が指定する要件を有する発電設備等であって別途当社もしくは配電事業者と給電指令時補給電力料金に関する契約を締結する設備に対して出力の抑制を実施し，当社もしくは配電事業者が給電指令時補給を行なった場合，39（給電指令の実施等）(2)イの場合で，原則として30分ごとの実需給の開始時刻の１時間前以降に発電量調整供給に係る発電設備等に対してＮ－１電制（配電事業者の約款に定めるＮ－１電制を含みます。）を実施し，当社もしくは配電事業者が給電指令時補給を行なったとき，39（給電指令の実施等）(2)ホの場合で，発電量調整供給に係る発電設備等に対して出力の抑制を実施し，当社もしくは配電事業者が給電指令時補給を行なったときまたは39（給電指令の実施等）(2)への場合で，ファーム電源（配電事業者の約款に定めるファーム電源を含みます。）に対して出力の抑制を実施し，当社もしくは配電事業者が給電指令時補給を行なったときは，発電量調整受電計画差対応余剰電力量の算定上，当該発電設備等の30分ごとの発電量調整受電計画電力量を当該受電地点における30分ごとの発電量調整受電電力量とみなします。この場合，当該発電設備等の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量の算定上，当該受電地点のみによる発電バランシンググループが設定されているとみなし，その発電量調整受電計画差対応補給電力量の算定は，チによるものといたします。

発電量調整受電計画差対応余剰電力量 ＝ 発電量調整受電電力量 － 発電量調整受電計画電力量

ヌ　接続対象計画差対応補給電力量

接続対象計画差対応補給電力量は，31（電力および電力量の算定）(22)にかかわらず，30分ごとの接続対象電力量（配電事業者の約款に定める接続対象電力量を含みます。）がその30分における接続対象計画電力量を上回る場合に，30分ごとに，次の式により算定された値といたします。ただし，接続対象計画差対応補給電力量の算定上，当社または配電事業者が調整負荷の使用に係る調整を行なった場合は，31（電力および電力量の算定）(8)にかかわらず，当該供給地点（配電事業者の約款に定める供給地点を含みます。）で計量された30分ごとの電力量に当社または配電事業者が行なった電気の使用に係る調整にもとづきその30分ごとに算定された値を加えた値を，当該供給地点におけるその30分ごとの接続供給電力量とみなし，接続対象電力量を算定いたします。

接続対象計画差対応補給電力量 ＝ 接続対象電力量 － 接続対象計画電力量

ル　接続対象計画差対応余剰電力量

接続対象計画差対応余剰電力量は，31（電力および電力量の算定）(23)にかかわらず，30分ごとの接続対象電力量（配電事業者の約款に定める接続対象電力量を含みます。）がその30分における接続対象計画電力量を下回る場合に，30分ごとに，次の式により算定された値といたします。ただし，接続対象計画差対応余剰電力量の算定上，当社または配電事業者が調整負荷の使用に係る調整を行なった場合は，31（電力および電力量の算定）(8)にかかわらず，当該供給地点（配電事業者の約款に定める供給地点を含みます。）で計量された30分ごとの電力量に当社または配電事業者が行なった電気の使用に係る調整にもとづきその30分ごとに算定された値を加えた値を，当該供給地点におけるその30分ごとの接続供給電力量とみなし，接続対象電力量を算定いたします。

接続対象計画差対応余剰電力量 ＝ 接続対象計画電力量 － 接続対象電力量

ヲ　需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量

需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量は，31（電力および電力量の算定）(24)にかかわらず，30分ごとの需要抑制量調整受電電力量（配電事業者の約款に定める需要抑制量調整受電電力量を含みます。）がその30分における需要抑制量調整受電計画電力量を下回る場合に，需要抑制バランシンググループごとに，30分ごとに，次の式により算定された値の合計といたします。ただし，需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量の算定上，当社または配電事業者が調整負荷の使用に係る調整を行なった場合は，31（電力および電力量の算定）(14)イまたはロにかかわらず，当該需要場所（配電事業者の約款に定める需要場所を含みます。）に係る接続供給電力量を損失率で修正した値が，ベースラインを上回るとき，またはベースラインを下回り，かつ，ベースラインから需要抑制量調整受電計画電力量を差し引いた値を上回るときは，当該需要場所に係る需要抑制量調整受電計画電力量を当該需要場所に係る需要抑制量調整受電電力量とみなします。

需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量 ＝ 需要抑制量調整受電計画電力量 － 需要抑制量調整受電電力量

ただし，需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量の算定方法として31（電力および電力量の算定）(14)ロを適用し，かつ，配電事業者の約款に定める需要抑制量調整受電計画電力量を上限としない算定方法を適用している場合で，30分ごとの需要抑制量調整受電電力量が零となるときの上式は，次のとおりといたします。

需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量　＝

需要抑制量調整受電計画電力量　＋　接続供給電力量 ／ 1－損失率（32〔損失率〕に定める損失率といたします。）　－　ベースライン

ワ　需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量

需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量は，31（電力および電力量の算定）(25)にかかわらず，30分ごとの需要抑制量調整受電電力量（配電事業者の約款に定める需要抑制量調整受電電力量を含みます。）がその30分における需要抑制量調整受電計画電力量を上回る場合に，需要抑制バランシンググループごとに，30分ごとに，次の式により算定された値の合計といたします。ただし，需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量の算定上，当社または配電事業者が調整負荷の使用に係る調整を行なった場合は，31（電力および電力量の算定）(14)ロにかかわらず，当該需要場所（配電事業者の約款に定める需要場所を含みます。）に係る接続供給電力量を損失率で修正した値が，ベースラインの値から需要抑制量調整受電計画電力量を差し引いた値を下回るときは，当該需要場所に係る需要抑制量調整受電計画電力量を当該需要場所に係る需要抑制量調整受電電力量とみなします。

需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量　＝　需要抑制量調整受電電力量　－　需要抑制量調整受電計画電力量

(6)　託送供給等の実施

イ　接続供給の場合，契約者は，別表９（需要計画・調達計画・販売計画）の需要想定値および需要想定値に対する調達計画・販売計画における接続対象電力または接続対象電力量に，配電事業者の約款に定める接続対象電力または接続対象電力量を含めていただきます。

ロ　発電量調整供給の場合，発電契約者は，別表10（発電計画・調達計画・販売計画）の発電計画および調達計画・販売計画における発電量調整受電電力または発電量調整受電電力量に，配電事業者の約款に定める発電量調整受電電力または発電量調整受電電力量を含めていただきます。

ハ　需要抑制量調整供給の場合，需要抑制契約者は，別表11（需要抑制計画・調達計画・販売計画・ベースライン）の需要抑制計画および調達計画・販売計画における需要抑制量調整受電電力または需要抑制量調整受電電力量に，配電事業者の約款に定める需要抑制量調整受電電力または需要抑制量調整受電電力量を含めていただきます。

(7)　解　約　等

当社は，契約者，発電契約者または需要抑制契約者が次のいずれかに該当し，当社が契約者，発電契約者または需要抑制契約者にその改善を求めた場

合で，40（適正契約の保持等）に定める適正契約への変更および適正な使用状態，発電・放電状態または需要抑制状態への修正に応じていただけないときには，55（解約等）(1)ハ(ｲ)，(ﾛ)，(ﾊ)または(ﾆ)にかかわらず，接続供給契約，振替供給契約，発電量調整供給契約または需要抑制量調整供給契約を解約することがあります。

イ　託送供給の場合は，８（契約の要件）(1)を，発電量調整供給の場合は，８（契約の要件）(2)を，需要抑制量調整供給の場合は，８（契約の要件）(4)ロ，ハ，ニもしくはホまたは(2)を欠くに至った場合

ロ　接続供給の場合で，頻繁に接続対象電力量（配電事業者の約款に定める接続対象電力量を含みます。）と接続対象計画電力量との間に著しい差が生じるとき。

ハ　発電量調整供給の場合で，頻繁に発電量調整受電電力量（配電事業者の約款に定める発電量調整受電電力量を含みます。）と発電量調整受電計画電力量との間に著しい差が生じるとき。

ニ　需要抑制量調整供給の場合で，頻繁に需要抑制量調整受電電力量（配電事業者の約款に定める需要抑制量調整受電電力量を含みます。）と需要抑制量調整受電計画電力量との間に著しい差が生じるとき。

(8)　発電量調整供給契約についての特別措置（再生可能エネルギー発電設備）

イ　契約者が特定契約を締結している場合もしくは特定送配電事業者が特定契約を締結している場合または契約者が当社または配電事業者と再生可能エネルギー電気卸供給契約を締結し，指定した再生可能エネルギー発電設備から電気を調達する場合は，附則３（発電量調整供給契約についての特別措置〔再生可能エネルギー発電設備〕）(1)にかかわらず，原則として，当社の供給区域においては契約者または特定送配電事業者と当社との間で，配電事業者の供給区域においては契約者または特定送配電事業者と配電事業者との間で発電量調整供給契約を締結し，特例発電バランシンググループを設定していただきます。この場合，契約者が締結する特定契約に係る再生可能エネルギー発電設備，特定送配電事業者が締結する特定契約に係る再生可能エネルギー発電設備および当社または配電事業者との再生可能エネルギー電気卸供給契約に係る再生可能エネルギー発電設備は，同一のバランシンググループに属することはできないものといたします。

ロ　イにより発電量調整供給契約を締結する場合において，契約者（特定送配電事業者が契約者となる場合を除きます。）が希望されるときは，契約者の指定する発電バランシンググループ（当該発電バランシンググループにおける特定契約が平成 28 年４月１日以降に締結され，かつ，バイオマス発電設備であって化石燃料を混焼するもの〔再生可能エネルギー特別措置法施行規則第 14 条第８号ニに定める地域資源バイオマス発電設備を除きま

す。〕であるときを除きます。）に係る料金および必要となるその他の供給条件は次のとおりといたします。

(ｲ)　発電量調整供給に係る料金は，附則３（発電量調整供給契約についての特別措置〔再生可能エネルギー発電設備〕）(5)ロにかかわらず，18（料金）(2)に定める料金，(ﾛ)により算定されるインバランスリスク料および再生可能エネルギー予測誤差対応調整力確保料といたします。ただし，契約者が当社または配電事業者と再生可能エネルギー電気卸供給契約を締結し，指定した再生可能エネルギー発電設備から電気を調達する場合は，インバランスリスク料および再生可能エネルギー予測誤差対応調整力確保料は申し受けません。

(ﾛ)　インバランスリスク料は，附則３（発電量調整供給契約についての特別措置〔再生可能エネルギー発電設備〕）(5)ホにかかわらず，特例発電バランシンググループにおける 30 分ごとの発電量調整受電電力量（配電事業者の約款に定める発電量調整受電電力量を含みます。）にインバランスリスク単価を適用してえられる金額のその１月の合計（合計額が負となる場合は零といたします。）といたします。また，再生可能エネルギー予測誤差対応調整力確保料は，特例発電バランシンググループにおける 30 分ごとの発電量調整受電電力量（配電事業者の約款に定める発電量調整受電電力量を含みます。）に，再生可能エネルギー予測誤差対応単価を適用してえられる金額のその１月の合計といたします。

(ﾊ)　当社は，附則３（発電量調整供給契約についての特別措置〔再生可能エネルギー発電設備〕）(5)トにかかわらず，30 分ごとの契約者が締結する特定契約または当社，配電事業者もしくは特定送配電事業者との再生可能エネルギー電気卸供給契約に係る発電量調整受電計画電力量を決定し，原則として発電量調整供給実施日の前々日の午後４時までに契約者に通知いたします。

　また，当社は，当該発電量調整受電計画電力量の見直しを行ない，変更後の発電量調整受電計画電力量を決定し，原則として発電量調整供給実施日の前日午前６時までに契約者に再通知いたします。

　なお，契約者は，必要に応じて発電量調整受電計画電力量の決定に必要となる事項に関する文書を当社に提出していただきます。

(ﾆ)　ローカル系統における電気の潮流が系統安定度等にもとづき算定される運用可能な容量を超過し，または超過するおそれがある場合で，当社または配電事業者がノンファーム電源（配電事業者の約款に定めるノンファーム電源を含みます。）の出力の抑制に係る通知を発電者または契約者に行なったときは，(ﾊ)にかかわらず，契約者は，発電量調整受電計画電力量の見直しを行なっていただきます。

ハ　イにより発電量調整供給契約を締結する場合において，契約者が当社または配電事業者と再生可能エネルギー電気卸供給契約を締結し，指定した再生可能エネルギー発電設備から電気を調達するときの契約者の指定する発電バランシンググループ（ロにおいて，契約者が希望される場合を除きます。）に係るインバランスリスク料は，附則３（発電量調整供給契約についての特別措置〔再生可能エネルギー発電設備〕）(6)ロにかかわらず，特例発電バランシンググループにおける 30 分ごとの発電量調整受電電力量（配電事業者の約款に定める発電量調整受電電力量を含みます。）にインバランスリスク単価を適用してえられる金額のその１月の合計（合計額が負となる場合は零といたします。）といたします。

(9)　その他の事項については，この約款および配電事業者の約款に準ずるものといたします。

12　Ｎ－１電制の実施についての特別措置

(1)　当社は，39（給電指令の実施等）(2)イの場合で，発電量調整供給に係る発電設備等であって当社が特定契約を締結する再生可能エネルギー発電設備に対してＮ－１電制を実施したときは，39（給電指令の実施等）(9)にかかわらず，Ｎ－１電制時調達不足電力量の調達に要した費用の実費相当額から，30分ごとのＮ－１電制時調達不足電力量に再生可能エネルギー特別措置法施行規則第13条の３の４に定める回避可能費用単価（以下「回避可能費用単価」といいます。）に消費税等相当額を加えた金額を乗じてえた金額を差し引いた金額について，電力広域的運営推進機関が認める範囲においてＮ－１電制オペレーション費用として契約者にお支払いいたします。

(2)　当社は，39（給電指令の実施等）(2)イの場合で，発電量調整供給に係る発電設備等であって契約者または特定送配電事業者が特定契約を締結する再生可能エネルギー発電設備に対してＮ－１電制を実施したときは，39（給電指令の実施等）(9)にかかわらず，Ｎ－１電制時調達不足電力量の調達に要した費用の実費相当額に，Ｎ－１電制が実施された発電設備等を再度起動するために要した燃料費等の費用の実費およびＮ－１電制時調達不足電力量に当該特定契約に係る再生可能エネルギー特別措置法第３条第２項または第８条第１項に定める調達価格を乗じてえた金額を加えた金額から，Ｎ－１電制が実施されなかったとしたときにその発電設備等がＮ－１電制時調達不足電力量を発電または放電するのに要したであろう費用に相当する金額および30分ごとのＮ－１電制時調達不足電力量に回避可能費用単価に消費税等相当額を加えた金額を乗じてえた金額を差し引いた金額について，電力広域的運営推進機関が認める範囲においてＮ－１電制オペレーション費用として契約者または特定送配電事業者にお支払いいたします。

(3)　当社は，39（給電指令の実施等）(2)イの場合で，発電量調整供給に係る発

電設備等であって再生可能エネルギー特別措置法第２条の２第１項に定める市場取引等により再生可能エネルギー電気を供給する事業に係る発電設備等に対してＮ－１電制を実施したときは，39（給電指令の実施等）(9)にかかわらず，Ｎ－１電制時調達不足電力量の調達に要した費用の実費相当額に，Ｎ－１電制が実施された発電設備等を再度起動するために要した燃料費等の費用の実費およびＮ－１電制時調達不足電力量に応じてえられる供給促進交付金の金額（再生可能エネルギー特別措置法第２条の４にもとづき算定される金額をいいます。）を加えた金額から，Ｎ－１電制が実施されなかったとしたときにその発電設備等がＮ－１電制時調達不足電力量を発電または放電するのに要したであろう費用に相当する金額を差し引いた金額について，電力広域的運営推進機関が認める範囲においてＮ－１電制オペレーション費用として発電契約者にお支払いいたします。

13　系統連系受電サービス等についての特別措置

(1)　発電場所が，次のいずれかに該当する場合，系統連系受電課金対象電力および契約超過受電電力は，22（系統連系受電サービス）(2)ロおよびハならびに41（契約超過金）(2)ロおよびハに準じて定めます。

なお，系統連系受電課金対象電力および契約超過受電電力の算定上，次に定める比を，22（系統連系受電サービス）(2)ロおよび41（契約超過金）(2)ロに定める契約受電電力の比とみなします。

また，発電場所がイ(ハ)に該当する場合，22（系統連系受電サービス）(3)イの基本料金および22（系統連系受電サービス）(3)ハ(ハ)の系統設備効率化割引額の算定上，まったく発電または放電しない場合とは，１月においてイ(ハ)における当社が無償で受電している電気以外の電気をまったく発電または放電しない場合をいいます。

イ　発電設備が化石燃料を混焼するバイオマス発電設備以外の場合

(ｲ)　発電契約者と発電者との間の電力受給に関する契約および発電者と当社との間の特定契約等が締結されている場合

発電契約者と当社との間の発電量調整供給契約に定める契約受電電力と発電者と当社との間の特定契約等に係る電力受給に関する契約に定める契約受電電力の比

(ﾛ)　発電契約者と発電者との間の電力受給に関する契約および発電者と当社との間の一時調達契約が締結されている場合

発電契約者と当社との間の発電量調整供給契約に定める契約受電電力と発電者と当社との間の一時調達契約に係る電力受給に関する契約に定める契約受電電力の比

(ﾊ)　発電契約者と発電者との間の電力受給に関する契約が締結され，かつ，

当該発電場所が発電量調整供給契約に属さないこととなった場合または発電者と当社との間の特定契約等が消滅した場合で，接続された電気を当社が無償で受電しているとき。

発電契約者と当社との間の発電量調整供給契約に定める契約受電電力と発電量調整供給契約に属さないこととなった場合の直前の当該発電量調整供給契約に定める契約受電電力または発電者と当社との間の特定契約等が消滅した場合の直前の当該契約に係る電力受給に関する契約に定める契約受電電力の比

ロ　イ(ｲ)，(ﾛ)または(ﾊ)に該当する場合で，化石燃料を混焼するバイオマス発電設備のとき。

当該バイオマス発電設備の再生可能エネルギー特別措置法施行規則第４条の２第２項第９号イに定めるバイオマス比率（以下「認定バイオマス比率」といいます。）

なお，認定バイオマス比率は，発電量調整供給契約の申込みに際して発電契約者から当社に通知していただきます。

また，認定バイオマス比率を変更する場合は，すみやかに変更後の認定バイオマス比率を発電契約者から当社に通知していただきます。

ただし，認定バイオマス比率を用いることが困難な場合は，附則３（発電量調整供給契約についての特別措置〔再生可能エネルギー発電設備〕）(8)イに定める当該バイオマス発電設備のバイオマス比率等を基準として，発電契約者または発電者と当社との協議によって定めた比率といたします。

(2)　(1)の場合で，特定契約または一時調達契約等に係る電力受給に関する契約における金銭債務が当該契約における金銭債務の支払期日を経過してなお支払われず，当該契約を解約したときは，受電地点において同一計量する発電量調整供給に係る発電契約者または発電者からの申出がない場合であっても，系統連系受電契約は消滅するものとし，また，すべての発電契約者の発電量調整供給契約を変更していただくものといたします。

なお，この場合には，当社は，その旨を発電契約者または発電者に通知いたします。

また，発電契約者と同一の者である発電者の場合は，当該発電契約者との発電量調整供給契約は変更され，または消滅するものといたします。

(3)　発電場所における発電出力（発電設備等の定格発電出力〔太陽光発電設備の場合は，太陽電池の合計出力とパワーコンディショナーの出力のいずれか小さい方の出力とし，パワーコンディショナーを複数台設置している場合は，各系列における太陽電池の合計出力とパワーコンディショナーの出力のいずれか小さい方の出力を合計した値といたします。〕をいいます。また，複数の発電設備等を使用する発電場所の場合は，当該複数の発電設備等の定格発電

出力の合計値といたします。）または同時最大受電電力が10キロワット未満（発電場所が，(1)イ(ハ)またはロ〔(1)イ(ハ)に該当する場合に限ります。〕に該当する場合は，当社が無償で受電している電気以外の電気を発電または放電している発電設備等に係る発電出力または同時最大受電電力が10キロワット未満のときといたします。）の場合の料金および必要となるその他の供給条件は，当分の間，次のとおりといたします。

イ　低圧で受電する場合で，その１月の受電地点で計量された30分ごとの発電量調整受電電力量の最大値を２倍した値が10未満のとき，または高圧もしくは特別高圧で受電する場合で，その１月の受電地点で記録型計量器により計量された30分ごとの連系電力（最小位までといたします。）の最大値が10キロワット未満のとき。

22（系統連系受電サービス）(3)に定める系統連系受電サービス料金および41（契約超過金）(2)に定める契約超過金は申し受けません。

ロ　低圧で受電する場合で，その１月の受電地点で計量された30分ごとの発電量調整受電電力量の最大値を２倍した値が10以上のとき，または高圧もしくは特別高圧で受電する場合で，その１月の受電地点で記録型計量器により計量された30分ごとの連系電力（最小位までといたします。）の最大値が10キロワット以上のとき。

(ｲ)　22（系統連系受電サービス）(2)イまたはロにおける系統連系受電課金対象電力の算定上，10キロワットを同時最大受電電力とみなします。

(ﾛ)　発電設備等に係る供給地点において電灯定額接続送電サービスが適用されている場合または発電設備等に係る供給地点のその１月の接続送電サービス契約電力（発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は，１接続送電サービスを適用した場合のその１月の接続送電サービス契約電力といたします。）が10キロワット未満の場合は，次のとおりといたします。

ａ　41（契約超過金）(2)イ(ｲ)またはロ(ｲ)における契約超過受電電力の算定上，10キロワットを同時最大受電電力とみなします。

ｂ　41（契約超過金）(2)イ(ﾛ)またはロ(ﾛ)における契約超過受電電力の算定上，10キロワットを接続送電サービス契約電力とみなします。

(4)　契約者が特定契約を締結する再生可能エネルギー発電設備または再生可能エネルギー特別措置法第２条の２第１項に定める市場取引等により再生可能エネルギー電気を供給する事業に係る発電設備等において，イに定める適用範囲に該当する場合の料金および必要となるその他の供給条件は，当分の間，次のとおりといたします。

イ　適 用 範 囲

原則として，令和６年３月31日までに再生可能エネルギー特別措置法第

９条第４項に定める認定を受け，または，再生可能エネルギー特別措置法第７条にもとづいて落札された発電設備等に適用いたします。

ロ　系統連系受電サービス料金等

22（系統連系受電サービス）(3)に定める系統連系受電サービス料金および41（契約超過金）(2)に定める契約超過金は申し受けません。

なお，発電場所において，イ以外の発電設備等（当社が特定契約を締結する再生可能エネルギー発電設備を除きます。）が混在する場合またはイの発電設備等が化石燃料を混焼するバイオマス発電設備の場合は，(ｲ)，(ﾛ)または(ﾊ)により，イ以外の部分に係る系統連系受電課金対象電力，系統連系受電サービスに係る発電量調整受電電力量または契約超過受電電力を定め，系統連系受電サービス料金および契約超過金を申し受けます。

(ｲ)　系統連系受電課金対象電力

a　イの発電設備等が，化石燃料を混焼するバイオマス発電設備以外の場合

系統連系受電課金対象電力は，同時最大受電電力を発電出力等の比であん分してえた値から，発電設備等に係る供給地点のその１月の接続送電サービス契約電力（発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は，１接続送電サービスを適用した場合のその１月の接続送電サービス契約電力といたします。）を発電出力等の比であん分してえた値を差し引いた値といたします。ただし，差し引いた値が零を下回る場合の系統連系受電課金対象電力は，零といたします。

なお，あん分に必要となる発電出力は，契約者または発電契約者から当社へ通知していただきます。

b　イの発電設備等が，化石燃料を混焼するバイオマス発電設備の場合

系統連系受電課金対象電力は，同時最大受電電力を認定バイオマス比率であん分してえた値から，発電設備等に係る供給地点のその１月の接続送電サービス契約電力（発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は，１接続送電サービスを適用した場合のその１月の接続送電サービス契約電力といたします。）を認定バイオマス比率であん分してえた値を差し引いた値といたします。ただし，差し引いた値が零を下回る場合の系統連系受電課金対象電力は，零といたします。

なお，認定バイオマス比率は，発電量調整供給契約の申込みに際して契約者または発電契約者から当社に通知していただきます。

また，認定バイオマス比率を変更する場合は，すみやかに変更後の認定バイオマス比率を契約者または発電契約者から当社に通知してい

ただきます。

ただし，認定バイオマス比率を用いることが困難な場合は，附則３（発電量調整供給契約についての特別措置〔再生可能エネルギー発電設備〕）(8)イに定める当該バイオマス発電設備のバイオマス比率等を基準として，契約者，発電契約者または発電者と当社との協議によって定めた比率といたします。

(ﾛ) 発電量調整受電電力量

a イの発電設備等が，契約者が特定契約を締結する再生可能エネルギー発電設備の場合

イ以外の発電設備等に係る発電量調整受電電力量について，30（計量）(1)ただし書または附則３（発電量調整供給契約についての特別措置〔再生可能エネルギー発電設備〕）(7)ハもしくは(8)イに準じて算定いたします。

b イの発電設備等が，再生可能エネルギー特別措置法第２条の２第１項に定める市場取引等により再生可能エネルギー電気を供給する事業に係る発電設備等の場合

イ以外の発電設備等に係る発電量調整受電電力量について，30（計量）(1)ただし書または附則３（発電量調整供給契約についての特別措置〔再生可能エネルギー発電設備〕）(7)ハに準じて算定いたします。ただし，化石燃料を混焼するバイオマス発電設備の場合は，発電量調整受電電力量から発電量調整受電電力量に当該バイオマス発電設備のバイオマス比率を乗じてえた値を差し引いた値にもとづき，算定いたします。

なお，バイオマス比率は，算定後すみやかに発電契約者または発電者から当社に通知していただきます。この場合，当社は，必要に応じて，バイオマス比率の算定根拠に関する文書を発電契約者または発電者から提出していただきます。

(ﾊ) 契約超過受電電力

a イの発電設備等が，化石燃料を混焼するバイオマス発電設備以外の場合

(a) 同時最大受電電力が発電設備等に係る供給地点の接続送電サービス契約電力（発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は，１接続送電サービスを適用した場合のその１月の接続送電サービス契約電力といたします。）を上回る場合または発電設備等に係る供給地点において電灯定額接続送電サービスが適用されている場合

契約超過受電電力は，その１月の最大連系電力等を発電出力等の

比であん分してえた値から同時最大受電電力を発電出力等の比であん分してえた値を差し引いた値といたします。

(b)　同時最大受電電力が発電設備等に係る供給地点の接続送電サービス契約電力（発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は，１接続送電サービスを適用した場合のその１月の接続送電サービス契約電力といたします。）を下回る場合

契約超過受電電力は，その１月の最大連系電力等を発電出力等の比であん分してえた値から発電設備等に係る供給地点のその１月の接続送電サービス契約電力（発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は，１接続送電サービスを適用した場合のその１月の接続送電サービス契約電力といたします。）を発電出力等の比であん分してえた値を差し引いた値といたします。ただし，差し引いた値が零を下回る場合は，契約超過金を申し受けません。

b　イの発電設備等が，化石燃料を混焼するバイオマス発電設備の場合

(a)　同時最大受電電力が発電設備等に係る供給地点の接続送電サービス契約電力（発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は，１接続送電サービスを適用した場合のその１月の接続送電サービス契約電力といたします。）を上回る場合または発電設備等に係る供給地点において電灯定額接続送電サービスが適用されている場合

契約超過受電電力は，その１月の最大連系電力等を認定バイオマス比率であん分してえた値から同時最大受電電力を認定バイオマス比率であん分してえた値を差し引いた値といたします。

(b)　同時最大受電電力が発電設備等に係る供給地点の接続送電サービス契約電力（発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は，１接続送電サービスを適用した場合のその１月の接続送電サービス契約電力といたします。）を下回る場合

契約超過受電電力は，その１月の最大連系電力等を認定バイオマス比率であん分してえた値から発電設備等に係る供給地点のその１月の接続送電サービス契約電力（発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は，１接続送電サービスを適用した場合のその１月の接続送電サービス契約電力といたします。）を認定バイオマス比率であん分してえた値を差し引いた値といたします。ただし，差し引いた値が零を下回る場合は，契約超過金を申し受けません。

(5)　揚水発電設備等が設置された受電地点において，揚水発電設備等により発

電量調整供給に係る電気を発電または放電する場合，当該発電量調整供給に係る電気の電力量については，22（系統連系受電サービス）(3)ロに定める電力量料金を申し受けません。ただし，発電設備（当社が特定契約を締結する再生可能エネルギー発電設備を除きます。）に揚水発電設備等が併設されている場合で，発電設備が(4)イに定める適用範囲に該当しないときは，発電契約者または発電者と当社との協議によりあらかじめ定めた方法によって系統連系受電サービスに係る発電量調整受電電力量を算定し，22（系統連系受電サービス）(3)ロに定める電力量料金を申し受けます。また，発電設備（当社が特定契約を締結する再生可能エネルギー発電設備を除きます。）に揚水発電設備等が併設されている場合で，発電設備が(4)イに定める適用範囲に該当し，かつ，再生可能エネルギー特別措置法第２条の２第１項に定める市場取引等により再生可能エネルギー電気を供給する事業に係る発電設備等が設置された受電地点に係る需要場所に接続供給され揚水または蓄電された電気を当該需要場所以外の需要場所に託送供給されるために発電または放電するときは，揚水発電設備等に係る系統連系受電課金対象電力および契約超過受電電力を(4)ロ(ｲ) a および(4)ロ(ﾊ) a に準じて定め，(4)にかかわらず，22（系統連系受電サービス）(3)イに定める基本料金から22（系統連系受電サービス）(3)ハ(ﾊ)に定める系統設備効率化割引額を差し引いた金額および41（契約超過金）(2)に定める契約超過金を申し受けます。

(6)　発電設備等に係る供給地点において最終保障供給約款にもとづく電気の需給契約（以下「当社との電気の需給契約」といいます。）を締結している場合は，次のとおりといたします。

イ　18（料金）(3)ロにおいて，当社との電気の需給契約における料金の支払義務発生日を供給側料金算定日とみなします。

ロ　22（系統連系受電サービス）(2)における系統連系受電課金対象電力または41（契約超過金）(2)における契約超過受電電力の算定上，当社との電気の需給契約における契約電力を接続送電サービス契約電力または臨時接続送電サービス契約電力とみなします。

ハ　53（契約の廃止）(5)または55（解約等）(6)において，当社との電気の需給契約を接続供給契約とみなします。

(7)　令和６年３月31日までに接続供給に係る電気を発電または放電する発電場所で，イに定める近接性評価地域に立地している発電場所における系統設備効率化割引単価は，別表２（系統設備効率化割引の対象変電所等）(1)に定める系統設備効率化割引の対象変電所等および系統設備効率化割引単価の見直しまでの間，ロまたはハといたします。

イ　近接性評価地域

次の地域を近接性評価地域といたします。

県	市町村
徳島県	徳島市，鳴門市，小松島市，吉野川市，石井町，松茂町，北島町，藍住町，板野町，上板町
高知県	高知市，南国市，土佐市
愛媛県	松山市，新居浜市，四国中央市，松前町
香川県	高松市，丸亀市，善通寺市，観音寺市，さぬき市，東かがわ市，三豊市，三木町，宇多津町，綾川町，琴平町，多度津町

ロ　受電電圧が標準電圧6,000ボルト以下の場合の系統設備効率化割引単価

22（系統連系受電サービス）(3)ハ(ﾛ)によって算定された系統設備効率化割引単価が，22（系統連系受電サービス）(3)ハ(ﾛ)の割引区分Ａ－２およびＢ－２を適用した場合に算定される系統設備効率化割引単価を下回る場合の系統設備効率化割引単価は，22（系統連系受電サービス）(3)ハ(ﾛ)にかかわらず，22（系統連系受電サービス）(3)ハ(ﾛ)の割引区分Ａ－２およびＢ－２を適用した場合に算定される系統設備効率化割引単価といたします。

ハ　受電電圧が標準電圧6,000ボルトをこえる場合の系統設備効率化割引単価

22（系統連系受電サービス）(3)ハ(ﾛ)によって算定された系統設備効率化割引単価が，22（系統連系受電サービス）(3)ハ(ﾛ)の割引区分Ａ－２を適用した場合に算定される系統設備効率化割引単価を下回る場合の系統設備効率化割引単価は，22（系統連系受電サービス）(3)ハ(ﾛ)にかかわらず，22（系統連系受電サービス）(3)ハ(ﾛ)の割引区分Ａ－２を適用した場合に算定される系統設備効率化割引単価といたします。

14　災害救助法が適用された場合等の特別措置

令和７年４月１日以降に当社供給区域において災害が発生し，原則として災害発生日から１年以内に，当社供給区域内の地域が災害救助法第２条第３項に定める災害発生市町村または本部所管区域市町村の区域（以下「災害救助法適用地域」といいます。）として公示された場合，または当該災害が激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第２条第１項に定める激甚災害として指定され当社供給区域内の地域がその対象地域となった場合で，災害救助法の公示日または激甚災害の指定日が属する月から６月後の月の末日までに，当該災害により被害を受けた需要者（原則として災害救助法適用地域または激甚災害の対象地域の需要者に限ります。）の供給地点に係る託送供給について当該需要者に対して電気の供給を行なう契約者からこの特別措置の適用の申出が

あるとき（当社が分割接続供給を行なう供給地点においては，双方の契約者から申出がある場合に限ります。）または当該災害により被害を受けた発電者（原則として災害救助法適用地域または激甚災害の対象地域の発電者に限ります。）の受電地点に係る発電量調整供給について当該発電者もしくは当該発電量調整供給に係る発電契約者からこの特別措置の適用の申出があるときの料金および必要となるその他の供給条件は次のとおりといたします。

なお，当社は，需要者または発電者の被害状況を確認するため，必要に応じてり災証明書の提示を求める等の措置を講ずることがあります。

(1)　災害により被害を受けた需要者の供給地点に係る接続送電サービス料金，臨時接続送電サービス料金および予備送電サービス料金について，災害発生日が属する月の前月の料金（支払期日が災害発生日以降となるものに限ります。）および災害発生日が属する月からその翌々月までの料金の供給側料金算定日を，18（料金）(1)にかかわらず，それぞれ１月延期いたします。

(2)　災害により被害を受けた需要者の供給地点において，災害により被害を受けたときから引き続きまったく電気を使用しない場合には，災害発生日が属する月から６月後の月の末日までの間は，料金の算定期間ごとに次の割引を行ない料金を算定いたします。

イ　割引の対象

電灯定額接続送電サービスについては接続送電サービス料金とし，電灯臨時定額接続送電サービスおよび動力臨時定額接続送電サービスについては臨時接続送電サービス料金とし，その他については当該供給地点の接続送電サービスまたは臨時接続送電サービスの基本料金（力率割引または割増しの適用を受ける場合はその適用後の基本料金といたします。）といたします。ただし，33（料金の算定）(1)イ，ロ，ニ，ホ，ヘまたはリの場合は，まったく電気を使用しない日における契約内容に応じて算定される１月の金額といたします。

ロ　割　引　率

ハに定める割引日数１日ごとに４パーセントといたします。

ハ　割 引 日 数

割引日数は，各月の料金の算定期間における，災害により被害を受けたときから引き続きまったく電気を使用しない期間の日数とし，30分ごとの接続供給電力量等にもとづき当社との協議によって定めます。

(3)　災害により被害を受けた需要者の供給地点において，災害により被害を受けたときから引き続きまったく予備送電サービスを使用しない場合には，災害発生日が属する月から６月後の月の末日までの間は，料金の算定期間ごとに(2)に準じて割引を行ない予備送電サービス料金を算定いたします。

(4)　災害により被害を受けた需要者の供給地点において，災害により被害を受

けたときから引き続きまったく電気を使用しないで，契約者が当該供給地点に係る接続供給を廃止された後，契約者が新たに当該供給地点に係る接続供給の申込みを行なった場合で，その申込みが災害発生日が属する月の６月後の月の末日までに行なわれ，かつ，その申込みが災害により被害を受けたときの当該供給地点に係る接続送電サービス契約電力等をこえないとき（分割接続供給の場合は，その申込みにもとづく１供給地点につき，１接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービス契約電力等が，災害により被害を受けたときの１供給地点につき，１接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービス契約電力等をこえないときに限ります。）は，69（供給地点への供給設備の工事費負担金）にかかわらず，その工事費負担金を申し受けません。

(5)　契約者が，災害により被害を受けた需要者の供給地点において，再建等のため，20（臨時接続送電サービス）の申込みを行なった場合で，その申込みが災害発生日が属する月の６月後の月の末日までに行なわれたときは，72（臨時工事費）にかかわらず，その臨時工事費を申し受けません。

(6)　災害により被害を受けた需要者の供給地点において，電気設備が災害のため復旧まで一時使用不能となった場合，18（料金）(1)にかかわらず，災害発生日が属する月から６月後の月の末日までの間は，その使用不能設備に相当する接続送電サービスの基本料金，臨時接続送電サービスの基本料金および予備送電サービス料金の割引を行ない料金を算定いたします。

(7)　契約者が，災害により被害を受けた需要者の供給地点において，再建等のため，引込線，計量器，その付属装置，区分装置および通信設備等の取付位置の変更の申込みを災害発生日が属する月の６月後の月の末日までに行なった場合で，その供給方法が災害により被害を受けたときの供給方法と同一であるときは，62（引込線の接続），63（計量器等の取付け）および64（通信設備等の施設）にかかわらず，原則として，その初回の工事に要した実費を申し受けません。

(8)　災害により被害を受けた需要者の供給地点において，当社が分割接続供給を行なう場合で，(2)または(6)によって割引を行ない接続送電サービス料金または臨時接続送電サービス料金を算定するときは，(9)または(10)による料金の調整を行なうために，１供給地点につき，１接続送電サービスまたは１臨時接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービス料金または臨時接続送電サービス料金を，(2)または(6)に準じて割引を行ない算定いたします。

(9)　災害により被害を受けた需要者の供給地点において，当社が分割接続供給を行ない，かつ，(2)または(6)によって割引を行ない接続送電サービス料金を算定する場合で，それぞれの契約者に係る接続送電サービス料金の合計と，(8)によって算定された１供給地点につき，１接続送電サービスを適用した場

合の接続送電サービス料金との間に差が生ずるときは，33（料金の算定）(12)に準じて接続送電サービス料金の調整を行ないます。

(10) 災害により被害を受けた需要者の供給地点において，当社が分割接続供給を行ない，かつ，(2)または(6)によって割引を行ない臨時接続送電サービス料金を算定する場合で，それぞれの契約者に係る臨時接続送電サービス料金の合計と，(8)によって算定された１供給地点につき，１臨時接続送電サービスを適用した場合の臨時接続送電サービス料金との間に差が生ずるときは，33（料金の算定）(13)に準じて臨時接続送電サービス料金の調整を行ないます。

(11) 災害により被害を受けた需要者の供給地点において，当社が分割接続供給を行なう場合で，(3)または(6)によって割引を行ない予備送電サービス料金を算定するときは，(12)による料金の調整を行なうために，１供給地点につき，１予備送電サービスを適用した場合の予備送電サービス料金を，(3)または(6)に準じて割引を行ない算定いたします。

(12) 災害により被害を受けた需要者の供給地点において，当社が分割接続供給を行ない，かつ，予備送電サービスをあわせて適用し，(3)または(6)によって割引を行ない予備送電サービス料金を算定する場合で，それぞれの契約者に係る予備送電サービス料金の合計と，(11)によって算定された１供給地点につき，１予備送電サービスを適用した場合の予備送電サービス料金との間に差が生ずるときは，33（料金の算定）(14)に準じて予備送電サービス料金の調整を行ないます。

(13) 災害により被害を受けた発電者の受電地点に係る系統連系受電サービス料金について，災害発生日が属する月の前月の料金（支払期日が災害発生日以降となるものに限ります。）および災害発生日が属する月からその翌々月までの料金の支払期日を，34（支払義務の発生および支払期日）にかかわらず，それぞれ１月延期いたします。

(14) 災害により被害を受けた発電者の受電地点において，災害により被害を受けたときから引き続きまったく発電または放電しない場合（他の発電量調整供給契約等と同一計量する場合等は，すべての発電量調整供給等に係る発電量調整受電電力量等が零であるときに限ります。）には，災害発生日が属する月から６月後の月の末日までの間は，料金の算定期間ごとに次の割引を行ない料金を算定いたします。

イ 割引の対象

当該受電地点の系統連系受電サービスの基本料金から系統設備効率化割引額を差し引いた金額といたします。ただし，33（料金の算定）(1)イ，ハ，ニ，トまたはチの場合は，まったく電気を発電または放電しない日における契約内容に応じて算定される１月の金額といたします。

ロ　割　引　率

ハに定める割引日数１日ごとに４パーセントといたします。

ハ　割 引 日 数

割引日数は，各月の料金の算定期間における，災害により被害を受けたときから引き続きまったく電気を発電または放電しない期間の日数とし，30分ごとの発電量調整受電電力量等にもとづき当社との協議によって定めます。

⑮　災害により被害を受けた発電者の受電地点において，発電設備等が災害のため復旧まで一時運転不能となった場合，18（料金）(3)にかかわらず，災害発生日が属する月から６月後の月の末日までの間は，その運転不能設備に相当する系統連系受電サービスの基本料金の割引を行ない料金を算定いたします。

なお，この場合，その運転不能設備に相当する系統連系受電サービスの系統設備効率化割引は適用いたしません。

別　　表

別　　表

1　契約設備電力の算定

契約設備電力は，原則として，負荷設備の容量等を基準として定めるものといたします。

ただし，これによりがたい場合は，主開閉器の定格電流にもとづき別表３（契約電力および契約容量の算定方法）に準じて算定いたします。この場合，１キロボルトアンペアを１キロワットとみなします。

2　系統設備効率化割引の対象変電所等

(1)　系統設備効率化割引の対象変電所等

次の変電所等を系統設備効率化割引の対象変電所等といたします。

割引区分	割引対象変電所等
Ａ－１	麻変電所
Ａ－２	阿南変換所，阿南火力変電所，阿波変電所，大川変電所，香川変電所，国府変電所，讃岐変電所，高松変電所，鳴門変電所，松山変電所
Ａ－３	井川変電所，蔭平変電所，川内変電所，北松山変電所，坂出火力変電所，三島変電所
Ｂ－１	－
Ｂ－２	藍場変電所，浅川変電所，朝倉変電所，旭変電所，石井変電所，泉川変電所，一宮変電所，宇多津変電所，内子変電所，宇和島変電所，枝堀変電所，枝松変電所，江の口変電所，大浦変電所，押岡変電所，笠山変電所，春日変電所，上天神変電所，亀浦変電所，川之江変電所，北島変電所，衣山変電所，介良変電所，小高坂変電所，幸町変電所，塩屋変電所，東雲変電所，下知変電所，昭和変電所，末広変電所，助任変電所，須崎変電所，鷹子変電所，高松中央変電所，竹原変電所，田宮変電所，道後変電所，徳島変電所，徳森変電所，西通変電所，農人町変電所，孕変電所，番町変電所，番の州変電所，東浜変電所，筆山変電所，日和佐変電所，富士見変電所，保内変電所，本町変電所，松島変電所，丸の内変電所，三津変電所，牟岐変電所，柳井田変電所，山際変電所，八幡浜変電所，吉田変電所，栗林変電所，若宮変電所，鷲敷変電所

なお，系統設備効率化割引の対象変電所等および系統設備効率化割引単価については，原則として令和10年４月１日に見直しを行なうものとし，当該見直し後は原則として５年ごとに見直しを行なうものといたします。

(2)　系統設備効率化割引の割引区分の適用

イ　(1)の割引区分は，10（契約の成立および契約期間）(1)により系統連系受電契約が成立したときの連系変電所等により適用いたします。

なお，連系変電所等については，原則として令和10年４月１日に見直しを行なうものとし，当該見直し後は原則として５年ごとに見直しを行なうものといたします。

ロ　(1)に定める系統設備効率化割引の対象変電所等および系統設備効率化割引単価の見直しまでの間に利用する変電所等に変更があった場合であっても，(1)に定める系統設備効率化割引の対象変電所等および系統設備効率化割引単価の見直しまでの間に適用される割引区分は継続されるものといたします。

ハ　(1)に定める系統設備効率化割引の対象変電所等および系統設備効率化割引単価の見直し後に発電量調整供給を開始した場合であっても，(1)の割引区分は，イにより適用するものといたします。ただし，適用される22（系統連系受電サービス）(3)ハ(ﾛ)の系統設備効率化割引単価は見直し後のものといたします。

ニ　令和６年４月１日以降，受電地点を新たに設定する発電場所（発電設備等を新たに使用する場合に限ります。）または同一地点で発電設備等のすべての変更を行なう発電場所について，発電量調整供給の開始または変更以降，(1)に定める系統設備効率化割引の対象変電所等および系統設備効率化割引単価の見直しを行なった場合における見直し後に適用する割引区分は，その次の(1)に定める系統設備効率化割引の対象変電所等および系統設備効率化割引単価の見直しまでの間１回に限り，次のとおりといたします。ただし，適用される22（系統連系受電サービス）(3)ハ(ﾛ)の系統設備効率化割引単価は見直し後のものといたします。

見直し前の割引区分	見直し後の割引区分	適用される割引区分
Ａ－１	Ａ－１，Ａ－２，Ａ－３または割引対象外	Ａ－１
Ａ－２	Ａ－１	Ａ－１
	Ａ－２，Ａ－３または割引対象外	Ａ－２
Ａ－３	Ａ－１	Ａ－１
	Ａ－２	Ａ－２
	Ａ－３または割引対象外	Ａ－３
Ｂ－１	Ｂ－１，Ｂ－２または割引対象外	Ｂ－１
Ｂ－２	Ｂ－１	Ｂ－１
	Ｂ－２または割引対象外	Ｂ－２

３　契約電力および契約容量の算定方法

19（接続送電サービス）(2)イ(ﾛ)もしくは(ﾊ)または20（臨時接続送電サービス）(2)イ(ｲ)ｂもしくは(ﾛ)ｂの場合の契約電力または契約容量は，次により算定いたします。ただし，契約電力を算定する場合は，力率（100パーセントといたします。）を乗じます。

(1)　供給電気方式および供給電圧が交流単相２線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相３線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトの場合

$$\text{契約主開閉器の定格電流（アンペア）} \times \text{電圧（ボルト）} \times \frac{1}{1,000}$$

なお，交流単相３線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトの場合の電圧は，200ボルトといたします。

(2)　供給電気方式および供給電圧が交流３相３線式標準電圧200ボルトの場合

$$\text{契約主開閉器の定格電流（アンペア）} \times \text{電圧（ボルト）} \times 1.732 \times \frac{1}{1,000}$$

4　負荷設備の入力換算容量

(1)　照明用電気機器

照明用電気機器の換算容量は，次のイ，ロ，ハおよびニによります。

イ　け い 光 灯

	換　算　容　量	
	入力（ﾎﾞﾙﾄｱﾝﾍﾟｱ）	入力（ﾜｯﾄ）
高力率型	管灯の定格消費電力(ﾜｯﾄ) ×150パーセント	管灯の定格消費電力(ﾜｯﾄ) ×125パーセント
低力率型	管灯の定格消費電力(ﾜｯﾄ) ×200パーセント	

ロ　ネ オ ン 管 灯

２次電圧（ﾎﾞﾙﾄ）	換　算　容　量		
	入力（ﾎﾞﾙﾄｱﾝﾍﾟｱ）		入力（ﾜｯﾄ）
	高力率型	低力率型	
3,000	30	80	30
6,000	60	150	60
9,000	100	220	100
12,000	140	300	140
15,000	180	350	180

ハ　スリームラインランプ

管の長さ（ﾐﾘﾒｰﾄﾙ）	換　算　容　量	
	入力（ﾎﾞﾙﾄｱﾝﾍﾟｱ）	入力（ﾜｯﾄ）
999以下	40	40
1,149 〃	60	60
1,556 〃	70	70
1,759 〃	80	80
2,368 〃	100	100

ニ　水　銀　灯

出力（ﾜｯﾄ）	換　算　容　量		
	入力（ﾎﾞﾙﾄｱﾝﾍﾟｱ）		入力（ﾜｯﾄ）
	高力率型	低力率型	
40以下	60	130	50
60 〃	80	170	70
80 〃	100	190	90
100 〃	150	200	130
125 〃	160	290	145
200 〃	250	400	230
250 〃	300	500	270
300 〃	350	550	325
400 〃	500	750	435
700 〃	800	1,200	735
1,000 〃	1,200	1,750	1,005

(2)　誘導電動機

イ　単相誘導電動機

(ｲ)　出力が馬力表示の単相誘導電動機の換算容量（入力〔キロワット〕）は，換算率100.0パーセントを乗じたものといたします。

(ﾛ)　出力がワット表示のものは，次のとおりといたします。

出力（ﾜｯﾄ）	換　算　容　量		
	入力（ﾎﾞﾙﾄｱﾝﾍﾟｱ）		入力（ﾜｯﾄ）
	高力率型	低力率型	
35以下	－	160	出力（ﾜｯﾄ）×133.0パーセント
45 〃	－	180	
65 〃	－	230	
100 〃	250	350	
200 〃	400	550	
400 〃	600	850	
550 〃	900	1,200	
750 〃	1,000	1,400	

ロ　３相誘導電動機

３相誘導電動機の換算容量は，次の算式によって算定された値といたします。

(ｲ)　馬力表示の場合

入力（キロワット）＝ 出力（馬力）×93.3パーセント

(ﾛ)　キロワット表示の場合

入力（キロワット）＝ 出力（キロワット）×125.0パーセント

(3)　レントゲン装置

レントゲン装置の換算容量は，次によります。

なお，レントゲン装置が２以上の装置種別を兼ねる場合は，いずれか大きい換算容量といたします。

<table>
<tr><th>装置種別
(携帯型および移動型を含みます。)</th><th>最高定格
管 電 圧
(ｷﾛﾎﾞﾙﾄﾋﾟｰｸ)</th><th colspan="2">管　　電　　流
(短時間定格電流)
(ﾐﾘｱﾝﾍﾟｱ)</th><th>換算容量(入力)
(ｷﾛﾎﾞﾙﾄｱﾝﾍﾟｱ)</th></tr>
<tr><td>治療用装置</td><td></td><td colspan="2"></td><td>定格１次最大入力(ｷﾛﾎﾞﾙﾄｱﾝﾍﾟｱ)の値といたします。</td></tr>
<tr><td rowspan="15">診察用装置</td><td rowspan="8">95ｷﾛﾎﾞﾙﾄﾋﾟｰｸ以下</td><td>20ﾐﾘｱﾝﾍﾟｱ以下</td><td></td><td>1</td></tr>
<tr><td>20ﾐﾘｱﾝﾍﾟｱ超過</td><td>30ﾐﾘｱﾝﾍﾟｱ以下</td><td>1.5</td></tr>
<tr><td>30　〃</td><td>50　〃</td><td>2</td></tr>
<tr><td>50　〃</td><td>100　〃</td><td>3</td></tr>
<tr><td>100　〃</td><td>200　〃</td><td>4</td></tr>
<tr><td>200　〃</td><td>300　〃</td><td>5</td></tr>
<tr><td>300　〃</td><td>500　〃</td><td>7.5</td></tr>
<tr><td>500　〃</td><td>1,000　〃</td><td>10</td></tr>
<tr><td rowspan="4">95ｷﾛﾎﾞﾙﾄﾋﾟｰｸ超過
100ｷﾛﾎﾞﾙﾄﾋﾟｰｸ以下</td><td>200ﾐﾘｱﾝﾍﾟｱ以下</td><td></td><td>5</td></tr>
<tr><td>200ﾐﾘｱﾝﾍﾟｱ超過</td><td>300ﾐﾘｱﾝﾍﾟｱ以下</td><td>6</td></tr>
<tr><td>300　〃</td><td>500　〃</td><td>8</td></tr>
<tr><td>500　〃</td><td>1,000　〃</td><td>13.5</td></tr>
<tr><td rowspan="2">100ｷﾛﾎﾞﾙﾄﾋﾟｰｸ超過
125ｷﾛﾎﾞﾙﾄﾋﾟｰｸ以下</td><td>500ﾐﾘｱﾝﾍﾟｱ以下</td><td></td><td>9.5</td></tr>
<tr><td>500ﾐﾘｱﾝﾍﾟｱ超過</td><td>1,000ﾐﾘｱﾝﾍﾟｱ以下</td><td>16</td></tr>
<tr><td rowspan="2">125ｷﾛﾎﾞﾙﾄﾋﾟｰｸ超過
150ｷﾛﾎﾞﾙﾄﾋﾟｰｸ以下</td><td>500ﾐﾘｱﾝﾍﾟｱ以下</td><td></td><td>11</td></tr>
<tr><td>500ﾐﾘｱﾝﾍﾟｱ超過</td><td>1,000ﾐﾘｱﾝﾍﾟｱ以下</td><td>19.5</td></tr>
<tr><td rowspan="3">蓄電器放電式診察用装置</td><td colspan="2">コンデンサ容量</td><td>0.75ﾏｲｸﾛﾌｧﾗｯﾄﾞ以下</td><td>1</td></tr>
<tr><td colspan="2">0.75ﾏｲｸﾛﾌｧﾗｯﾄﾞ超過</td><td>1.5 ﾏｲｸﾛﾌｧﾗｯﾄﾞ　〃</td><td>2</td></tr>
<tr><td colspan="2">1.5 ﾏｲｸﾛﾌｧﾗｯﾄﾞ　〃</td><td>3　ﾏｲｸﾛﾌｧﾗｯﾄﾞ　〃</td><td>3</td></tr>
</table>

(4)　電 気 溶 接 機

電気溶接機の換算容量は，次の算式によって算定された値といたします。

イ　日本産業規格に適合した機器（コンデンサ内蔵型を除きます。）の場合

入力（ｷﾛﾜｯﾄ）＝ 最大定格１次入力（ｷﾛﾎﾞﾙﾄｱﾝﾍﾟｱ）×70パーセント

ロ　イ以外の場合

入力（ｷﾛﾜｯﾄ）＝ 実測した１次入力（ｷﾛﾎﾞﾙﾄｱﾝﾍﾟｱ）×70パーセント

(5)　そ　の　他

イ　(1)，(2)，(3)および(4)によることが不適当と認められる電気機器の換算容量（入力）は，実測した値を基準として契約者と当社との協議によって定めます。ただし，特別の事情がある場合は，定格消費電力を換算容量（入力）とすることがあります。

ロ　動力と一体をなし，かつ，動力を使用するために直接必要であって欠くことができない表示灯は，動力とあわせて１契約負荷設備として契約負荷設備の容量（入力）を算定いたします。

ハ　予備設備であることが明らかな電気機器については，契約負荷設備の容量の算定の対象といたしません。

５　平均力率の算定

この約款における平均力率は，無効電力量を有効電力量で除してえた値（端数は，小数点以下第５位で四捨五入いたします。）に応じて，次のとおりといたします。この場合，有効電力量および無効電力量の計量については，30（計量）の記録型計量器により行ないます。また，有効電力量および無効電力量の単位は，それぞれキロワット時，キロバール時とし，その端数は小数点以下第１位で四捨五入いたします。ただし，有効電力量の値が零となる場合の平均力率は，85パーセントとみなします。

無効電力量／有効電力量の値		平均力率（ﾊﾟｰｾﾝﾄ）	無効電力量／有効電力量の値		平均力率（ﾊﾟｰｾﾝﾄ）
0.0000	0.1004	100	1.0061	1.0345	70
0.1005	0.1752	99	1.0346	1.0636	69
0.1753	0.2279	98	1.0637	1.0931	68
0.2280	0.2718	97	1.0932	1.1231	67
0.2719	0.3106	96	1.1232	1.1536	66
0.3107	0.3461	95	1.1537	1.1848	65
0.3462	0.3793	94	1.1849	1.2166	64
0.3794	0.4108	93	1.2167	1.2490	63
0.4109	0.4409	92	1.2491	1.2822	62
0.4410	0.4701	91	1.2823	1.3161	61
0.4702	0.4984	90	1.3162	1.3508	60
0.4985	0.5261	89	1.3509	1.3864	59
0.5262	0.5533	88	1.3865	1.4229	58
0.5534	0.5801	87	1.4230	1.4603	57
0.5802	0.6066	86	1.4604	1.4988	56
0.6067	0.6329	85	1.4989	1.5384	55
0.6330	0.6590	84	1.5385	1.5792	54
0.6591	0.6850	83	1.5793	1.6211	53
0.6851	0.7110	82	1.6212	1.6644	52
0.7111	0.7370	81	1.6645	1.7091	51
0.7371	0.7630	80	1.7092	1.7554	50
0.7631	0.7892	79	1.7555	1.8031	49
0.7893	0.8154	78	1.8032	1.8526	48
0.8155	0.8419	77	1.8527	1.9039	47
0.8420	0.8685	76	1.9040	1.9571	46
0.8686	0.8954	75	1.9572	2.0124	45
0.8955	0.9225	74	2.0125	2.0700	44
0.9226	0.9500	73	2.0701	2.1299	43
0.9501	0.9778	72	2.1300	2.1923	42
0.9779	1.0060	71	2.1924	2.2576	41

無効電力量／有効電力量の値		平均力率（パーセント）	無効電力量／有効電力量の値		平均力率（パーセント）
2.2577	2.3258	40	5.0299	5.3121	19
2.3259	2.3972	39	5.3122	5.6261	18
2.3973	2.4721	38	5.6262	5.9775	17
2.4722	2.5507	37	5.9776	6.3736	16
2.5508	2.6334	36	6.3737	6.8237	15
2.6335	2.7206	35	6.8238	7.3396	14
2.7207	2.8126	34	7.3397	7.9373	13
2.8127	2.9099	33	7.9374	8.6380	12
2.9100	3.0130	32	8.6381	9.4712	11
3.0131	3.1225	31	9.4713	10.4787	10
3.1226	3.2390	30	10.4788	11.7221	9
3.2391	3.3633	29	11.7222	13.2958	8
3.3634	3.4962	28	13.2959	15.3521	7
3.4963	3.6389	27	15.3522	18.1543	6
3.6390	3.7919	26	18.1544	22.1997	5
3.7920	3.9572	25	22.1998	28.5539	4
3.9573	4.1362	24	28.5540	39.9875	3
4.1363	4.3305	23	39.9876	66.6667	2
4.3306	4.5424	22	66.6668	199.9975	1
4.5425	4.7744	21	199.9976	∞	
4.7745	5.0298	20			

なお，この表の平均力率は，次の算式にもとづき計算しています。

$$\text{平均力率（パーセント）} = \frac{\text{有効電力量}}{\sqrt{(\text{有効電力量})^2 + (\text{無効電力量})^2}} \times 100$$

６　契約負荷設備の総容量の算定

差込口の数と電気機器の数が異なる場合は，次によって算定された値にもとづき，契約負荷設備の総容量を算定いたします。

(1)　電気機器の数が差込口の数を上回る場合

差込口の数に応じた電気機器の総容量（入力）といたします。この場合，最大の入力の電気機器から順次対象といたします。

(2)　電気機器の数が差込口の数を下回る場合

電気機器の総容量（入力）に電気機器の数を上回る差込口の数に応じて次によって算定した値を加えたものといたします。

イ　住宅，アパート，寮，病院，学校および寺院

１差込口につき　50ボルトアンペア

ロ　イ以外の場合

１差込口につき　100ボルトアンペア

７　発電量調整受電計画電力量，接続対象計画電力量および需要抑制量調整受電計画電力量に関する取扱い

(1)　発電量調整受電計画電力量の取扱い

発電量調整受電計画電力量は，原則として，別表10（発電計画・調達計画・販売計画）に定める当日計画の通知の期限における発電計画といたします。

ただし，発電契約者が通知した販売計画または調達計画が不適当と認められる場合には，当該計画は次に定める値とみなします。

イ　発電契約者が通知した販売計画または調達計画のうち，卸電力取引所への販売分または卸電力取引所からの調達分が卸電力取引所における約定結果と一致しない場合

卸電力取引所における約定結果の値（卸電力取引市場における市場約定後において，電力広域的運営推進機関より約定結果の値の変更に係る通知を受けた場合は，通知を受けた変更後の値といたします。また，約定がない場合は零とみなします。）

ロ　発電契約者が通知した販売計画または調達計画のうち，イ以外の分が取引相手の対応する計画と一致しない場合

発電契約者の販売計画または調達計画と取引相手の対応する計画とのうちいずれか小さい値（取引相手の対応する計画がない場合は零とみなします。）

なお，当日計画の通知の期限において発電契約者が通知した発電計画と調達計画の合計値が販売計画と一致しない場合，販売計画から調達計画を差し引いた値を当日計画の通知の期限における発電計画とみなします（以下「みなし発電計画」といいます。）。

この場合の発電バランシンググループごとの発電計画は，30分ごとに次の算

式によりえられた値とみなします。

$$\text{発電バランシンググループごとの発電計画} = \text{みなし発電計画の値} \times \frac{\text{当日計画の通知の期限における発電バランシンググループごとの発電計画の値}}{\text{当日計画の通知の期限における発電計画の値}}$$

(2)　接続対象計画電力量の取扱い

接続対象計画電力量は，原則として，別表９（需要計画・調達計画・販売計画）に定める当日計画の通知の期限における需要想定値といたします。

ただし，契約者が通知した調達計画または販売計画が不適当と認められる場合には，当該計画は次に定める値とみなします。

イ　契約者が通知した調達計画または販売計画のうち，卸電力取引所への販売分または卸電力取引所からの調達分が卸電力取引所における約定結果と一致しない場合

卸電力取引所における約定結果の値（卸電力取引市場における市場約定後において，電力広域的運営推進機関より約定結果の値の変更に係る通知を受けた場合は，通知を受けた変更後の値といたします。また，約定がない場合は零とみなします。）

ロ　契約者が通知した調達計画または販売計画のうち，イ以外の分が取引相手の対応する計画と一致しない場合

契約者の調達計画または販売計画と取引相手の対応する計画とのうちいずれか小さい値（取引相手の対応する計画がない場合は零とみなします。）

なお，当日計画の通知の期限において契約者が通知した需要想定値と需要想定値に対する取引計画が一致しない場合，調達計画から販売計画を差し引いた値を当日計画の通知の期限における需要想定値とみなします。

(3)　需要抑制量調整受電計画電力量の取扱い

イ　需要抑制量調整受電計画電力量は，原則として，別表11（需要抑制計画・調達計画・販売計画・ベースライン）に定める当日計画の通知の期限における需要抑制計画といたします。

ただし，需要抑制契約者が通知した調達計画または販売計画が不適当と認められる場合には，当該計画は次に定める値とみなします。

(ｲ)　需要抑制契約者が通知した調達計画または販売計画のうち，卸電力取引所への販売分または卸電力取引所からの調達分が卸電力取引所における約定結果と一致しない場合

卸電力取引所における約定結果の値（卸電力取引市場における市場約定後において，電力広域的運営推進機関より約定結果の値の変更に係る通知を受けた場合は，通知を受けた変更後の値といたします。また，約定がない場合は零とみなします。）

(ﾛ)　需要抑制契約者が通知した調達計画または販売計画のうち，(ｲ)以外の分が取引相手の対応する計画と一致しない場合

需要抑制契約者の調達計画または販売計画と取引相手の対応する計画とのうちいずれか小さい値（取引相手の対応する計画がない場合は零とみなします。）

ロ　需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量または需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量の算定上，次の(ｲ)または(ﾛ)に該当する場合は，次に定める値を需要抑制計画とみなします（以下「みなし需要抑制計画」といいます。）。この場合，みなし需要抑制計画が負となるときの31（電力および電力量の算定）⑭イ(ﾛ)および(ﾊ)の需要抑制量調整受電計画電力量は，当日計画の通知の期限における需要抑制計画といたします。

なお，需要抑制契約者が複数の需要抑制バランシンググループを設定される場合の需要抑制バランシンググループごとのみなし需要抑制計画は，30分ごとに次の算式によりえられた値といたします。

$$\text{需要抑制バランシンググループごとのみなし需要抑制計画} = \text{みなし需要抑制計画の値} \times \frac{\text{当日計画の通知の期限における需要抑制バランシンググループごとの需要抑制計画の値}}{\text{当日計画の通知の期限における需要抑制計画の合計値}}$$

(ｲ)　需要抑制契約者が通知した販売計画（イにより変更した場合は変更後の値といたします。）が調達計画（イにより変更した場合は変更後の値といたします。）を上回った場合

販売計画と調達計画の差を需要抑制計画の合計値に加えた値

(ﾛ)　需要抑制契約者が通知した販売計画（イにより変更した場合は変更後の値といたします。）が調達計画（イにより変更した場合は変更後の値といたします。）を下回った場合

販売計画と調達計画の差を需要抑制計画の合計値から減じた値

8　電力量の協定

電力量を協議によって定める場合の基準は，原則として次によります。

(1)　定額制供給の場合の接続供給電力量

イ　接続供給電力量の算定式

その１月の接続供給電力量は，接続送電サービスまたは臨時接続送電サービスに応じて次により算定いたします。ただし，33（料金の算定）(1)イ，ロ，ニまたはホの場合は，接続送電サービスまたは臨時接続送電サービスに応じて次により算定した値を当月の料金の算定期間の日数で除し，協定の対象となる期間（以下「協定期間」といいます。）の日数を乗じた値といたします。

電灯定額接続送電サービス	電灯である契約負荷設備	10ワットまでの１灯につき	10ﾜｯﾄ×ロに定める月別使用時間
		10ワットをこえ20ワットまでの１灯につき	20ﾜｯﾄ×ロに定める月別使用時間
		20ワットをこえ40ワットまでの１灯につき	40ﾜｯﾄ×ロに定める月別使用時間
		40ワットをこえ60ワットまでの１灯につき	60ﾜｯﾄ×ロに定める月別使用時間
		60ワットをこえ100ワットまでの１灯につき	100ﾜｯﾄ×ロに定める月別使用時間
		100ワットをこえる１灯につき50ワットまでごとに	50ﾜｯﾄ×ロに定める月別使用時間
	小型機器である契約負荷設備１機器につき		20ｷﾛﾜｯﾄ時
電灯臨時定額接続送電サービス			契約灯個数×40ｷﾛﾜｯﾄ時
動力臨時定額接続送電サービス			契約電力×200時間

ロ　月別使用時間

月別使用時間は，計算月ごとに下表のとおりといたします。

計算月	１月	２月	３月	４月	５月	６月
月別使用時間	472	469	401	410	362	342
計算月	７月	８月	９月	10月	11月	12月
月別使用時間	312	326	348	368	416	435

ただし，閏年となる場合における３月の月別使用時間は，上表にかかわらず，415時間といたします。

(2)　従量制供給の場合の接続供給電力量

イ　過去の接続供給電力量による場合

次のいずれかによって算定いたします。ただし，協定期間または過去の電力量が計量された料金の算定期間に契約電力または契約容量の変更があった場合は，料金の計算上区分すべき期間の日数にそれぞれの契約電力または契約容量を乗じた値の比率を勘案して算定いたします。

(ｲ)　前月または前年同月の接続供給電力量による場合

$$\frac{\text{前月または前年同月の接続供給電力量}}{\text{前月または前年同月の料金の算定期間の日数}} \times \text{協定期間の日数}$$

(ﾛ)　前３月間の接続供給電力量による場合

$$\frac{\text{前３月間の接続供給電力量}}{\text{前３月間の料金の算定期間の日数}} \times \text{協定期間の日数}$$

ロ　使用された負荷設備の容量と使用時間による場合

使用された負荷設備の容量（入力）にそれぞれの使用時間を乗じてえた値を合計した値といたします。

ハ　取替後の計量器によって計量された期間の日数が10日以上である場合で，取替後の計量器によって計量された接続供給電力量によるとき。

$$\frac{\text{取替後の計量器によって計量された接続供給電力量}}{\text{取替後の計量器によって計量された期間の日数}} \times \text{協定期間の日数}$$

ニ　参考のために取り付けた計量器の計量による場合

参考のために取り付けた計量器によって計量された接続供給電力量といたします。

なお，この場合の計量器の取付けは，63（計量器等の取付け）に準ずるものといたします。

ホ　公差をこえる誤差により修正する場合

$$\frac{\text{計量電力量}}{\text{100パーセント＋（±誤差率）}}$$

なお，公差をこえる誤差の発生時期が確認できない場合は，次の月以降の接続供給電力量を対象として協定いたします。

(ｲ)　契約者の申出により測定したときは，申出の日の属する月

(ﾛ)　当社が発見して測定したときは，発見の日の属する月

(3)　(1)または(2)によって接続供給電力量を定める場合，協定期間の30分ごとの接続供給電力量は，協定期間の接続供給電力量を協定期間における30分ごとの接続供給電力量として均等に配分してえられる値といたします。ただし，(2)によって接続供給電力量を定める場合で，協定期間の接続供給電力量を計量器の時間帯区分ごとに定めるときは，協定期間における各時間帯区分ごとの接続供給電力量をそれぞれの時間帯区分の30分ごとの接続供給電力量として均等に配分してえられる値といたします。

(4)　発電量調整受電電力量の協定については，(2)および(3)に準ずるものといたします。

９　需要計画・調達計画・販売計画

需要計画・調達計画・販売計画の通知の期限および通知の内容は次のとおりといたします。

<table>
<tr><td colspan="2">対象期間</td><td>年間計画
(第1年度，第2年度)</td><td>月間計画
(翌月，翌々月)</td><td>週間計画
(翌週，翌々週)</td><td>翌々日計画</td><td>翌日計画</td><td>当日計画</td></tr>
<tr><td colspan="2">通知の期限</td><td>毎年10月31日</td><td>毎月１日</td><td>毎週水曜日
午前10時</td><td>毎日午前10時</td><td>毎日午前12時</td><td>30分ごとの実需給の開始時刻の１時間前</td></tr>
<tr><td rowspan="3">通知の内容</td><td>需要想定値</td><td>各月の平日および休日の接続対象電力の最大値および最小値</td><td>各週の平日および休日の接続対象電力の最大値および最小値</td><td>電力広域的運営推進機関が指定する時刻の日ごとの接続対象電力</td><td colspan="3">30分ごとの接続対象電力量</td></tr>
<tr><td>需要想定値に対する調達計画・販売計画</td><td>各月の平日および休日の接続対象電力の最大値および最小値に対する発電契約者，契約者または需要抑制契約者ごとの調達分および販売分の計画値</td><td>各週の平日および休日の接続対象電力の最大値および最小値に対する発電契約者，契約者または需要抑制契約者ごとの調達分および販売分の計画値</td><td>電力広域的運営推進機関が指定する時刻の日ごとの接続対象電力に対する発電契約者，契約者または需要抑制契約者ごとの調達分および販売分の計画値</td><td colspan="3">30分ごとの接続対象電力量に対する発電契約者，契約者または需要抑制契約者ごとの調達分および販売分の計画値</td></tr>
<tr><td colspan="3">供給力未調達分の計画値
（自己等への電気の供給を行なう場合を除きます。）</td><td colspan="3">―</td></tr>
</table>

（注１）　需要計画・調達計画・販売計画は，当社所定の様式により提出していただきます。
（注２）　年度とは，４月１日から翌年の３月31日までの期間といたします。
（注３）　当社が供給区域の詳細な需給状況を把握する必要がある場合は，より詳細な断面を提出していただく場合があります。
（注４）　週間計画以前において，連系線の利用に係る調達計画および販売計画がある場合には，当該利用に係る調達分ごとの計画値および当該利用に係る販売分ごとの計画値を提出していただきます。

10　発電計画・調達計画・販売計画

発電計画・調達計画・販売計画の通知の期限および通知の内容は次のとおりといたします。

<table>
<tr><th colspan="2">対象期間</th><th>年間計画
(第1年度，第2年度)</th><th>月間計画
(翌月，翌々月)</th><th>週間計画
(翌週，翌々週)</th><th>翌々日計画</th><th>翌日計画</th><th>当日計画</th></tr>
<tr><td colspan="2">通知の期限</td><td>毎年10月31日</td><td>毎月１日</td><td>毎週水曜日
午前10時</td><td>毎日午前10時</td><td>毎日午前12時</td><td>原則として30分ごとの実需給の開始時刻の１時間前</td></tr>
<tr><td rowspan="4">通知の内容</td><td>発電計画</td><td>各月の平日および休日の発電量調整受電電力の最大値および最小値</td><td>各週の平日および休日の発電量調整受電電力の最大値および最小値</td><td>電力広域的運営推進機関が指定する時刻の日ごとの発電量調整受電電力</td><td colspan="3">30分ごとの発電量調整受電電力量</td></tr>
<tr><td>調達計画・販売計画</td><td>各月の平日および休日の発電量調整受電電力の最大値および最小値に対する契約者，発電契約者または需要抑制契約者ごとの調達分および販売分の計画値</td><td>各週の平日および休日の発電量調整受電電力の最大値および最小値に対する契約者，発電契約者または需要抑制契約者ごとの調達分および販売分の計画値</td><td>電力広域的運営推進機関が指定する時刻の日ごとの発電量調整受電電力に対する契約者，発電契約者または需要抑制契約者ごとの調達分および販売分の計画値</td><td colspan="3">30分ごとの発電量調整受電電力量に対する契約者，発電契約者または需要抑制契約者ごとの調達分および販売分の計画値</td></tr>
<tr><td rowspan="3">発電設備等の停止計画</td><td colspan="2">作業の開始日時，作業の終了日時，停止内容，その他必要な項目</td><td>―</td><td colspan="3">―</td></tr>
<tr><td rowspan="2">―</td><td rowspan="2">―</td><td colspan="3">計画外作業</td></tr>
<tr><td colspan="3">計画作業の変更分</td></tr>
</table>

（注１）　発電計画・調達計画・販売計画は，当社所定の様式により提出していただきます。
（注２）　年度とは，４月１日から翌年の３月31日までの期間といたします。
（注３）　当社が系統運用上必要な場合および料金の算定上必要な場合は，発電所別の発電計画もあわせて提出していただきます。
（注４）　計画外作業および計画作業の変更分については，発生のつど，すみやかに提出していただきます。
（注５）　当社が供給区域の詳細な需給状況を把握する必要がある場合は，より詳細な断面を提出していただく場合があります。
（注６）　週間計画以前において，連系線の利用に係る調達計画および販売計画がある場合には，当該利用に係る調達分ごとの計画値および当該利用に係る販売分ごとの計画値を提出していただきます。

11　需要抑制計画・調達計画・販売計画・ベースライン

需要抑制計画・調達計画・販売計画・ベースラインの通知の期限および通知の内容は次のとおりといたします。

<table>
<tr><td colspan="2">対象期間</td><td>年間計画
(第1年度, 第2年度)</td><td>月間計画
(翌月，翌々月)</td><td>週間計画
(翌週，翌々週)</td><td>翌々日計画</td><td>翌日計画</td><td>当日計画</td></tr>
<tr><td colspan="2">通知の期限</td><td>毎年10月31日</td><td>毎月１日</td><td>毎週水曜日
午前10時</td><td>毎日午前10時</td><td>毎日午前12時</td><td>30分ごとの実需給の開始時刻の１時間前</td></tr>
<tr><td rowspan="3">通知の内容</td><td>需要抑制計画</td><td>各月の平日および休日の需要抑制量調整受電電力の最大値および最小値</td><td>各週の平日および休日の需要抑制量調整受電電力の最大値および最小値</td><td>電力広域的運営推進機関が指定する時刻の日ごとの需要抑制量調整受電電力</td><td colspan="3">30分ごとの需要抑制量調整受電電力量</td></tr>
<tr><td>調達計画・販売計画</td><td>各月の平日および休日の需要抑制量調整受電電力の最大値および最小値に対する契約者，発電契約者または需要抑制契約者ごとの調達分および販売分の計画値</td><td>各週の平日および休日の需要抑制量調整受電電力の最大値および最小値に対する契約者，発電契約者または需要抑制契約者ごとの調達分および販売分の計画値</td><td>電力広域的運営推進機関が指定する時刻の日ごとの需要抑制量調整受電電力に対する契約者，発電契約者または需要抑制契約者ごとの調達分および販売分の計画値</td><td colspan="3">30分ごとの需要抑制量調整受電電力量に対する契約者，発電契約者または需要抑制契約者ごとの調達分および販売分の計画値</td></tr>
<tr><td>ベースライン</td><td>―</td><td>―</td><td>―</td><td>―</td><td>―</td><td>30分ごとの値</td></tr>
</table>

（注１）　需要抑制計画・調達計画・販売計画・ベースラインは，当社所定の様式により提出していただきます。

（注２）　年度とは，４月１日から翌年の３月31日までの期間といたします。

（注３）　当社が供給区域の詳細な需給状況を把握する必要がある場合は，より詳細な断面を提出していただく場合があります。

（注４）　週間計画以前において，連系線の利用に係る調達計画および販売計画がある場合には，当該利用に係る調達分ごとの計画値および当該利用に係る販売分ごとの計画値を提出していただきます。

12　進相用コンデンサ取付容量基準

進相用コンデンサの容量は，次のとおりといたします。

(1)　照明用電気機器

イ　け い 光 灯

進相用コンデンサをけい光灯に内蔵する場合の進相用コンデンサ取付容量は，次によります。

使用電圧 (ﾎﾞﾙﾄ)	管灯の定格消費電力 (ﾜｯﾄ)	コンデンサ取付容量 (ﾏｲｸﾛﾌｧﾗｯﾄﾞ)
100	10	3.5
	15	4.5
	20	5.5
	30	9
	40	14
	60	17
	80	25
	100	30
200	40	3.5
	60	4.5
	80	5.5
	100	7

ロ　ネオン管灯（１次電圧100ボルト）

高力率型のネオン管灯は，次の進相用コンデンサ取付容量があるものとみなします。

変圧器２次電圧 (ﾎﾞﾙﾄ)	変圧器容量 (ﾎﾞﾙﾄｱﾝﾍﾟｱ)	コンデンサ取付容量 (ﾏｲｸﾛﾌｧﾗｯﾄﾞ)
3,000	80	20
6,000	100	30
9,000	200	50
12,000	300	50
15,000	350	75

ハ　水　銀　灯

出力（ﾜｯﾄ）	コンデンサ取付容量（ﾏｲｸﾛﾌｧﾗｯﾄﾞ）	
	100ボルト	200ボルト
50以下	30	7
100 〃	50	9
250 〃	75	15
300 〃	100	20
400 〃	150	30
700 〃	250	50
1,000 〃	300	75

(2)　誘導電動機

イ　個々にコンデンサを取り付ける場合

(ｲ)　単相誘導電動機

電動機定格出力	馬　力	1/8	1/4	1/2	1
	キロワット	0.1	0.2	0.4	0.75
コンデンサ取付容量（ﾏｲｸﾛﾌｧﾗｯﾄﾞ）	使用電圧100ボルト	40	50	75	100
	使用電圧200ボルト	20	20	30	40

(ﾛ)　３相誘導電動機（使用電圧200ボルトの場合といたします。）

a　トップランナーモータの基準を満たす電動機

電動機定格出力	馬力	1/4	1/2	1	2	3	5	7.5	10	15	20	25	30	40	50
	ｷﾛﾜｯﾄ	0.2	0.4	0.75	1.5	2.2	3.7	5.5	7.5	11	15	18.5	22	30	37
コンデンサ取付容量（ﾏｲｸﾛﾌｧﾗｯﾄﾞ）	2極	－	－	20	30	40	50	75	100	150	150	200	250	300	400
	4極	－	－	30	40	50	75	100	150	200	250	300	400	500	700
	6極	－	－	30	50	75	100	150	200	300	300	400	400	500	750

b　その他の電動機

電動機定格出力	馬　力	1/4	1/2	1	2	3	5	7.5	10	15	20	25	30	40	50
	ｷﾛﾜｯﾄ	0.2	0.4	0.75	1.5	2.2	3.7	5.5	7.5	11	15	18.5	22	30	37
コンデンサ取付容量（ﾏｲｸﾛﾌｧﾗｯﾄﾞ）		10	15	20	30	40	50	75	100	150	200	250	300	400	500

ロ　一括してコンデンサを取り付ける場合

やむをえない事情によって２以上の電動機に対して一括してコンデンサを取り付ける場合のコンデンサの容量は，各電動機の定格出力に対応するイに定めるコンデンサの容量の合計といたします。

(3)　電気溶接機（使用電圧200ボルトの場合といたします。）

イ　交流アーク溶接機

溶接機最大入力（ｷﾛﾎﾞﾙﾄｱﾝﾍﾟｱ）	3以上	5以上	7.5以上	10以上	15以上	20以上	25以上	30以上	35以上	40以上	45以上50未満
ｺﾝﾃﾞﾝｻ取付容量（ﾏｲｸﾛﾌｧﾗｯﾄﾞ）	100	150	200	250	300	400	500	600	700	800	900

ロ　交流抵抗溶接機

イの容量の50パーセントといたします。

(4)　そ　の　他

(1)，(2)および(3)によることが不適当と認められる電気機器については，機器の特性に応じて契約者と当社との協議によって定めます。

13　標準設計基準

(1)　適　　用

イ　この標準設計基準（以下「この基準」といいます。）は，Ⅷ（工事費の負担）に定める標準設計で施設する場合の工事費の算定に適用いたします。

ロ　この基準に明記していない場合は，法令で定める電気設備に関する技術基準，その他の関係法令，当社の設計基準等にもとづき技術的に適当と認められる設計によります。この場合，その設計を標準設計といたします。

ハ　地形上その他周囲の状況からこの基準によりがたいため特別な施設を要する場合は，技術的に適当と認められる設計によります。この場合，その設計を標準設計といたします。

(2)　単　　位

単位は次の記号で表示いたします。

単　　位	記　　号
ボ　ル　ト	Ｖ
キ ロ ボ ル ト	ｋＶ
メ ー ト ル	ｍ
ミリメートル	㎜
平方ミリメートル	mm^2
ア ン ペ ア	Ａ
ミリアンペア	ｍＡ
キロアンペア	ｋＡ
キロボルトアンペア	ｋＶＡ

(3)　高圧または低圧標準設計基準

イ　高圧または低圧電線路

(ｲ)　通　　則

a　電圧降下の許容限度

高圧または低圧の電線路（受電地点または供給地点からその地点に最も近い当社の発変電所の引出口または供給用変圧器の引出側端子までの電線路をいいます。）における電圧降下の許容限度は，次表の値を標準といたします。

電線路の公称電圧	電圧降下の許容限度
100 V	8 V
200 V	20 V
6,600 V	600 V(300 V)

(注)　市街地電線路の場合は，（　）の値を適用いたします。

b　経過地の選定

高圧または低圧の電線路の経過地は，地理的条件，保安および保守上の問題を考慮して，電線路が最も経済的に施設できるよう選定いたします。

c　電線路の種類

高圧または低圧の電線路は，架空電線路といたします。ただし，架空電線路とすることが法令上認められない場合または技術上，経済上もしくは地域的な事情により不適当と認められる場合には，地中電線路またはその他の方法によります。

(ﾛ)　架 空 電 線 路

a　電線路の施設

(a)　高圧または低圧の架空電線路は，単独の電線路の新設，他の架空電線路との併架，電線張替えおよび線路用電圧調整器の取付けなどのうち，技術的に困難な場合を除き，最も経済的な方法により施設いたします。

(b)　高圧架空電線路を単独に新設する場合は，原則として１回線といたします。

(c)　高圧架空電線路の併架の場合の回線数は，既設線も含めて原則として２回線以下といたします。

b　支持物の種類

高圧または低圧の架空電線路の支持物は，原則として鉄筋コンクリート柱を使用いたします。ただし，山間部，狭い路地等で鉄筋コンクリート柱の運搬および建柱ができない場合ならびに技術上および経済上鉄筋

コンクリート柱の施設が適当でない場合には，鉄柱，鉄塔など他の支持物を使用いたします。

c　標 準 径 間

高圧または低圧の架空電線路の標準径間は，次表によります。

施 設 地 域	標 準 径 間
市　街　地	40 m
そ　の　他	50 m

d　支持物の長さ

高圧または低圧の架空電線路の支持物の長さは，次表を標準といたします。ただし，架空電線の回線数，装柱状況，地形，その他工作物との離隔距離などを勘案し，必要な場合はこれによらないことがあります。

施設地域 / 装　柱	市　街　地	そ　の　他
低　　圧	10 m	8 m
高　　圧	10 m	8 m
高低圧併架	12 m	10 m

e　架 線 順 位

架線順位は，原則として次のとおりといたします。

(a)　電圧の高いものは，低いものの上部といたします。

(b)　専用線およびこれに類するものは，一般線の上部といたします。

(c)　遠距離に送電するものは，近距離に送電するものの上部といたします。

f　がいしの種類

高圧または低圧の架空電線路のがいしは，次表のものを使用いたします。

電圧別 / 使用箇所別		引 通 箇 所	引 留 箇 所
高　圧　線		高圧ピンがいし	高圧耐張がいし
低圧	低　圧　線	低圧ピンがいし 低圧引留がいし	低圧引留がいし
		低圧がいしレスアーム用ラック	
	引　込　線	低圧バインドレスがいし	

g　電線の種類および太さ

(a)　高圧または低圧の架空電線路は，技術上および当社の設備状況等を勘案し，硬銅線またはアルミ覆鋼心アルミより線を導体とした絶縁電

線を使用いたします。ただし，技術上，経済上不適当と認められる場合には，他の適当な電線を使用いたします。

(b)　電線の太さは，次表のとおりとし，許容電流，短絡電流限度，電圧降下，機械的強度等を考慮して適正なものを使用いたします。

電圧＼電線の種類		硬　銅　線	アルミ覆鋼心アルミより線
高圧	高　圧　線	200 ㎜^{2}	32，58，120，240 ㎜^{2}
	引　込　線	—	32，58，120 ㎜^{2}
低圧	低　圧　線	—	32，58 ㎜^{2}
	引　込　線	2.6，3.2 ㎜ 14，22，38，60 ㎜^{2}	—

（注）　低圧引込線のうち22㎜^{2}以上については，軟銅線といたします。

(c)　電線の許容電流は，次表によります。

（単位：A）

種類および太さ		ＯＣ線	ＯＷ線	Ｄ　Ｖ　線	
				２芯	３芯
硬　銅　線	2.6　㎜	—	—	38	34
	3.2　〃	—	—	50	44
	14　㎜^{2}	—	—	70	62
	22　〃	—	—	92	80
	38　〃	—	—	130	113
	60　〃	—	—	174	152
	200　〃	605	—	—	—
アルミ覆鋼心アルミより線	32　〃	150	109	—	—
	58　〃	210	155	—	—
	120　〃	310	—	—	—
	240　〃	510	—	—	—

（注）　ＤＶ線のうち22㎜^{2}以上については，軟銅線といたします。

h　柱上変圧器の容量

柱上変圧器は，原則として単相柱上油入変圧器を使用するものとし，負荷の種別，容量などを考慮して次表より適正なものを使用いたします。

変圧器容量（ｋＶＡ）	5，10，20，30，50，100

i　電力用変圧器の結線

低圧３相電力負荷に供給する場合または低圧３相電力発電設備から受電する場合は，原則として単相変圧器を２台用いてＶ結線により使用い

たします。ただし，技術上，経済上適当と認められる場合には，３台用いてΔ結線により使用いたします。

j　線路用区分開閉器の取付け

(a)　高圧架空電線路の操作または保守のために，必要に応じ区分開閉器を取り付けます。

(b)　区分開閉器の容量は，次表のうちから負荷電流および短絡電流を考慮して適正なものを使用いたします。

容　量（A）	100，200，400，600

（注）　100A，200Aについては，在庫品のみを使用いたします。

k　避雷器の取付け

高圧架空電線路には，必要に応じ避雷器を取り付けます。

l　架空地線の取付け

高圧架空電線路には，必要に応じ架空地線を取り付けます。

m　線路用電圧調整器の取付け

(a)　高圧配電線の電圧を適正に保持するため，技術上，経済上適当と認められる場合には線路用電圧調整器を使用いたします。

(b)　線路用電圧調整器の容量は，次表のうちから負荷電流を考慮し適正なものを使用いたします。

容　量（ｋＶＡ）	1500，2500，3000，3500，4000，4500

（注）　1,500kVA，2,500kVA，3,500kVA，4,500kVAについては，在庫品のみを使用いたします。

n　特殊機器および特殊材料の使用

(a)　塩害等により汚損する地域には，その程度に応じた架空電線路の機器および材料は耐塩構造のものを使用いたします。

(b)　雪害の多い地域には，その程度に応じた架空電線路の材料には着氷雪に対し堅ろうなものを使用いたします。

o　そ　の　他

高圧または低圧の架空電線路の施設は，前記各項によるほか，法令で定める電気設備に関する技術基準，電気学会電気規格調査会標準規格等これに類する規格によるものといたします。

(ハ)　地中電線路

a　施　設　方　法

高圧または低圧の地中電線路の施設方法は，原則として管路式といたします。ただし，次の場合は，直接埋設式，暗きょ式または開きょ式といたします。

(a) 直 接 埋 設 式

重量車両が通ることなく，かつ，再掘削が他に支障のない構内等に施設する場合

(b) 暗 き ょ 式

当該線路を含めて多数のケーブルを同一場所に施設する場合

(c) 開 き ょ 式

発変電所構内等重量物の通過しない場所に施設する場合

b 回 線 数

高圧または低圧の地中電線路を単独に新設する場合は，原則として１回線といたします。

c ケーブルの種類および太さ

(a) 高圧または低圧の地中電線路に使用するケーブルは，ＣＶケーブルを標準といたします。

(b) ケーブルの太さは，次表のとおりとし，許容電流，短時間許容電流および電圧降下等を考慮して適正なものを使用いたします。

電 圧 別	ケーブルの太さ（㎟）
低 圧	8，14，38，60，100，150，250
高 圧	60，100，150，250，400，600

なお，ケーブルの許容電流は，日本電線工業会規格の算定方法に準じ，施設条件を考慮して算定いたします。

ロ 変 電 設 備

(ｲ) 通 則

電線路の引出設備は，その変電所の他の設備に準じて施設いたします。

(ﾛ) 結 線 方 法

結線および主要機器取付台数は，次表を標準といたします。

公称電圧（ｋＶ）	結線図	機器名	取付台数
6.6	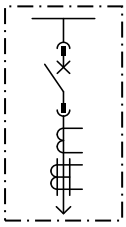	配電箱 しゃ断器 変流器 零相変流器 配電盤	1個 1台 2台 1台 1面 （配電箱に内蔵）

凡例	引出型しゃ断器	変流器	零相変流器
		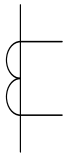	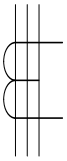

(ハ) しゃ断器

a しゃ断器は，現に構成されまたは将来構成されることが予想されている系統構成の短絡容量の計算値から判断して，次表のうちから必要最小のものを選定使用いたします。

公称電圧（ｋＶ）	定格電圧（ｋＶ）	定格電流（Ａ）	定格しゃ断電流（ｋＡ）
6.6	7.2	600，1200	12.5，20，25，31.5，40

b 将来の系統構成は，10年程度を目標といたします。

(ニ) 変流器

変流器の定格は，次表から必要最小のものを選定いたします。

公称電圧（ｋＶ）	定格電圧（ｋＶ）	定格１次電流（Ａ）	定格２次電流（Ａ）	形式
6.6	6.9	200～800	5	モールド形

	穴径（㎟）	定格零相１次電流（ｍＡ）	定格零相２次電流（ｍＡ）	形式
零相変流器	120，150，160	200	1.5	貫通形

(ﾎ) 配　電　盤

配電盤には，原則として電流計およびしゃ断器操作用ハンドルならびに運転に必要な器具を取り付けます。また，必要に応じ電圧計，電力計または無効電力量計等を取り付けます。

(ﾍ) 保 護 装 置

電線路に短絡または地絡事故が発生した場合は，自動的に電路をしゃ断するものとし，保護装置として次のものを施設いたします。

a　短絡保護継電器

b　地絡保護継電器

なお，電線路には，自動再閉路継電器を施設いたします。

(4) 特別高圧標準設計基準

イ　特別高圧電線路

(ｲ) 通　　則

a　電圧降下の許容限度

特別高圧電線路（受電地点から受電地点に最も近い当社の発電所または変電所の引出口までの電線路，および供給地点から供給地点に最も近い当社の発電所または変電所の引出口までの電線路をいいます。）における電圧降下の許容限度は，次表の値を標準といたします。

電線路の公称電圧	電圧降下の許容限度
66 ｋＶ	6 ｋＶ
22 ｋＶ	2 ｋＶ

b　経過地等の選定

特別高圧電線路の起点または分岐点の位置および経過地は，地理的条件，保安および保守上の問題を考慮して，電線路が最も経済的に施設できるよう選定いたします。

c　電線路の種類

特別高圧電線路は，架空電線路といたします。ただし，架空電線路とすることが法令上認められない場合または技術上，経済上もしくは地域的な事情により不適当と認められる場合には，地中電線路またはその他の方法によります。

(ﾛ) 架 空 電 線 路

a　電線路の施設

(a)　特別高圧架空電線路を施設する場合は，単独の電線路の新設，他の架空電線路との併架，電線張替え等のうち技術上および用地の確保が著しく困難な場合を除き，最も経済的な方法により施設いたします。

(b)　架空電線路を単独に施設する場合は，原則として１回線といたします。

(c)　他の架空電線路と併架の場合の電線架線順位は，電圧の高いものを上部，電圧の低いものを下部といたします。

b　支持物の種類

特別高圧架空電線路の支持物は，原則として鉄塔を使用いたします。ただし，22ｋＶ架空電線路で支持物に電柱を使用する場合（以下「22ｋＶ電柱方式」といいます。）は，原則として鉄筋コンクリート柱を使用いたします。

（注１）　短期間で撤去される場合または関連系統との協調上鉄塔とすることが妥当でない場合は，鉄塔以外の支持物を使用することがあります。

（注２）　22ｋＶ電柱方式で，道路沿いに施設する場合には，原則として鉄筋コンクリート柱を使用いたしますが，道路沿いに施設することが困難な場合などには鉄筋コンクリート柱以外の支持物を使用することがあります。

c　標 準 径 間

特別高圧架空電線路の標準径間は，次表によります。ただし，電線の種類および太さならびに経過地の状況により多少増減することがあります。

支持物の種類		標　準　径　間
鉄　　塔		200 ～300 m
電　柱	市　街　地	30 ～ 50 m
	そ　の　他	40 ～ 60 m

d　電 線 間 隔

特別高圧架空電線路の電線間隔の標準は，次によります。

1　回　線　　2　回　線

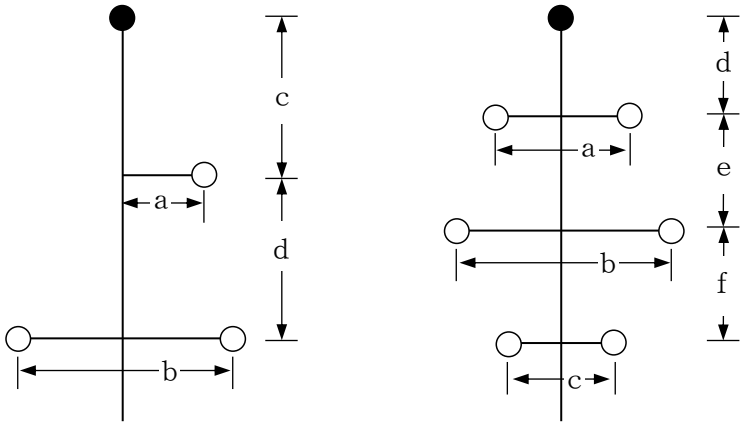

電　線　間　隔（公称電圧66ｋＶ）　（単位：m）

回線 / 記号 / 支持物	1　回　線				2　回　線					
	a	b	c	d	a	b	c	d	e	f
鉄　塔	2.2 ～2.3	5.4 ～5.6	3.2 ～3.5	2.6 ～2.8	4.4 ～5.0	5.6 ～6.2	4.8 ～5.4	3.1 ～3.7	2.8 ～3.1	2.4 ～2.8

（注１）　１回線架空電線路において，市街地などで線下用地権利の確保が困難な場合等には片側垂直配列とすることがあります。

（注２）　架空地線の配置は，遮へい角35度以下といたします。

（注３）　特殊箇所においては，そのつど，適応設計を行なうものといたします。

e　が　い　し

(a)　特別高圧架空電線路のがいしは，250㎜懸垂がいしまたは長幹がいしを標準として使用いたします。ただし，22ｋＶ電柱方式のがいしは，ラインポストがいしまたは長幹がいしもしくは耐張がいしを標準として使用いたします。

(b)　懸垂がいしの連結個数は，次表を標準といたします。

250㎜懸垂がいし連結個数

公称電圧（ｋＶ）	が　い　し　連　結　個　数
66	5～6

(c)　塩じん害などにより汚損する地域には，汚損量に応じ適宜がいし個数を増結，またはこれに相当する長幹がいしを使用いたします。

(d)　がいしには，雷害を防止するためアークホーンを取り付けます。

f　電線の種類および太さ

(a)　特別高圧架空電線路に使用する電線は，裸硬銅より線，アルミ覆鋼心アルミより線またはアルミ覆鋼心耐熱アルミ合金より線を標準といたします。ただし，22ｋＶ電柱方式の電線は，アルミ覆鋼心アルミより線の絶縁電線を使用いたします。

なお，長径間箇所もしくは機械的強度上とくに必要がある箇所または腐しょくのおそれのある箇所などには，特殊電線を使用することがあります。

(b)　電線の種類および太さは，次表のとおりとし，許容電流，電圧降下などを考慮して適正なものを使用いたします。

公　称 電　圧 （ｋＶ）	支持物 の種類	電　線　種　類	公称断面積（㎟）
66	鉄 塔	裸硬銅より線	55, 75
		アルミ覆鋼心アルミより線	120, 160, 200, 240, 330, 410, 610, 680
		アルミ覆鋼心耐熱アルミ合金より線	120, 160, 200, 240, 330, 410, 610, 680
22	電　柱	絶　縁　電　線	120, 200

ただし，他の支持物に併架する場合で強度の関係上やむをえないときは，既設の電線と同じものを使用いたします。

(c)　電線の許容電流

電線の許容電流は，次表によります。

支持物の種類	種　　類	公称断面積（㎟）	許容電流（A）
鉄 塔	裸硬銅より線	55	299
		75	359
	アルミ覆鋼心アルミより線	120	386
		160	467
		200	535
		240	608
		330	729
		410	846
		610	1,059
		680	1,121
	アルミ覆鋼心耐熱アルミ合金より線	120	595
		160	725
		200	836
		240	954
		330	1,153
		410	1,349
		610	1,706
		680	1,813
電柱	絶縁電線	120	305
		200	450

g　架空電線の地表上の高さ

電線の地表上の最低の高さは，次表を標準といたします。

支持物の種類	地表上の最低の高さ（m）	
	市　街　地	そ　の　他
鉄　　塔	11	6
電　　柱	8	5（6）

（注１）　電線路付近に建造物もしくは配電線等があるかまたはそれらの建設が予想される地域については，標準値に必要な高さを加算した値といたします。

（注２）　道路横断の場合は，（　）の値を適用いたします。

h　架空地線の施設

(a)　電線路には，雷害を防止するため架空地線を施設いたします。

(b)　架空地線は，アルミ覆鋼より線１条を標準とし，太さは，38㎟相当以上といたします。ただし，電磁誘導障害または腐しょくのおそれがある箇所に施設する場合には，特殊電線を使用することがあります。

(c)　22ｋＶ電柱方式の架空地線は，１条を標準とし，次表のものを使用いたします。

電　線　種　類	公 称 断 面 積（㎜^{2}）
亜鉛めっき鋼より線	22
裸　　硬　　銅　　線	38

ただし，長径間箇所，機械的強度上とくに必要がある箇所などには，特殊電線を使用することがあります。

ｉ　開閉器の取付け

(a)　22ｋＶ電柱方式の架空電線路を操作または保守するため，必要に応じ開閉器を取り付けます。

(b)　開閉器の容量は，次表の値といたします。

容　　量（A）	400

ｊ　避雷器の取付け

22ｋＶ電柱方式の架空電線路には，必要に応じ避雷器を取り付けます。

ｋ　ラインドラップの施設

電力線搬送が重畳されている，もしくはＣ型フォルトロケータにて事故点を標定している電線から当該電線を分岐する場合で，搬送波や標定パルスの伝送に悪影響を及ぼすおそれのあるときは，その分岐点に必要な定格のラインドラップを設けます。

ｌ　ディジタル形フォルトロケータ情報伝送装置の施設

ディジタル形フォルトロケータにて事故点を標定している電線から当該電線を分岐する場合や電気所から引き出す場合で，標定精度維持のため必要と考えられる場合は，事故点標定用の情報伝送装置を設けます。

ｍ　そ　の　他

特別高圧架空電線路の施設は，前記各項によるほか，法令で定める電気設備に関する技術基準，電気学会電気規格調査会標準規格等これに類する規格によるものといたします。

(ﾊ)　地 中 電 線 路

ａ　施 設 方 法

特別高圧地中電線路の施設方法は，原則として管路式といたします。ただし，次の場合は，直接埋設式，暗きょ式または開きょ式といたします。

(a)　直 接 埋 設 式

重量車両が通ることなく，かつ，再掘削が他に支障のない構内等に施設する場合

(b) 暗 き ょ 式

当該線路を含めて相当多数のケーブルを同一場所に施設する場合

(c) 開 き ょ 式

発変電所構内等重量物の通過しない場所に施設する場合

b 回 線 数

特別高圧地中電線路を単独に施設する場合には，原則として１回線といたします。

c ケーブルの種類および太さ

(a) 特別高圧地中電線路に使用するケーブルは，ＣＶケーブルを標準といたします。

(b) ケーブルの種類および太さは，次表のとおりとし，許容電流，短時間許容電流および電圧降下などを考慮して適正なものを使用いたします。

公称電圧（ｋＶ）	種 類	心 数	公称断面積（㎟）
66	ＣＶケーブル	単 心	600, 800, 1000, 1200, 1400, 1600, 2000
		ﾄﾘﾌﾟﾚｯｸｽ	80, 100, 150, 200, 250, 325, 400
22	ＣＶケーブル	ﾄﾘﾌﾟﾚｯｸｽ	60, 100, 150, 200, 250, 400

なお，ケーブルの許容電流は，日本電線工業会規格の算定方法に準じ，施設条件を考慮して算定いたします。

ロ 変 電 設 備

(ｲ) 通 則

電線路の引出設備は，その変電所の他の設備に準じて施設いたします。

(ﾛ) 結 線 方 法

結線および主要機器取付台数は，次表を標準といたします。

公称電圧（ｋＶ）	結線図	機器名	取付台数	
			単母線	２重母線
66	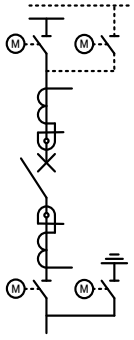	しゃ断器 断路器 変流器 配電盤	１台 ２台 ６台 （しゃ断器に内蔵） １面	１台 ３台 ６台 （しゃ断器に内蔵） １面
22	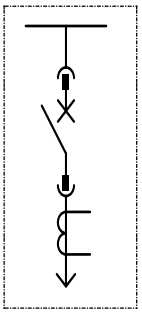	配電箱 しゃ断器 変流器 配電盤	１個 １台 ３台 １面	配電箱に内蔵

（注）　点線部分は，２重母線の場合を示します。

凡例	しゃ断器	動力操作の断路器	動力操作の接地装置付断路器	ﾌﾞｯｼﾝｸﾞ形変流器	引出型しゃ断器	変流器
		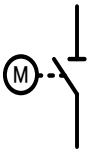	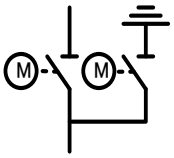	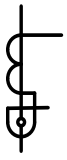		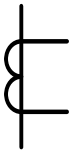

(ﾊ)　し　や　断　器

a　しゃ断器は，現に構成されまたは将来構成されることが予想されている系統構成の短絡容量の計算値から判断して，次表のうちから必要最小のものを選定使用いたします。

公称電圧（ｋＶ）	定格電圧（ｋＶ）	定格電流（Ａ）	定格しゃ断電流（ｋＡ）
66	72	800，1200，2000，3000，4000	20，25，31.5，40
22	24	600，1200，2000，3000	12.5，20，25，40

b　将来の系統構成は，10年程度を目標といたします。

(ニ)　断　路　器

断路器の定格は，次表から必要最小のものを選定いたします。

公称電圧（ｋＶ）	定格電圧（ｋＶ）	定格電流（Ａ）	形　　式
66	72	800，1200，2000，3000，4000	三　極　単　投

(ホ)　変　流　器

変流器の定格は，次表から必要最小のものを選定いたします。

公称電圧（ｋＶ）	定格１次電流（Ａ）	定格２次電流（Ａ）	形　式
66	100～4000	5	機器内蔵形
22	100～4000		モールド形

(ヘ)　配　電　盤

配電盤には，原則として電流計およびしゃ断器操作用ハンドルならびに運転に必要な器具を取り付けます。また，必要に応じ電圧計，電力計または無効電力量計等を取り付けます。

(ト)　保 護 装 置

電線路に短絡または地絡事故が発生した場合は，自動的に電路をしゃ断するものとし，保護装置として次のものを施設いたします。

a　短絡保護継電器

b　地絡保護継電器

なお，22ｋＶ電線路には，必要に応じ自動再閉路継電器を施設いたします。

ハ　電力保安通信設備

(イ)　通　　則

a　電力保安通信用電話設備の施設

(a)　電力保安通信用電話設備は，電力設備の保安上および運用上必要な区間に施設いたします。

(b)　電力保安通信用電話の回線数は，原則として１回線といたします。

b　通 信 方 式

電力保安通信用電話設備は，原則として光ファイバケーブル搬送方式または通信ケーブル方式のうち，技術上，経済上最も適当な通信方式を採用いたします。

c　経過地の選定

通信線路の経過地は，地理的条件，保安および保守上の問題を考慮し

て，最も経済的に施設できるよう選定いたします。

(ﾛ) 架空通信線路

a 施 設 方 法

架空通信線路は，原則として使用電圧が35ｋＶ未満の架空電線路への添架または他の架空通信線路への併架により施設いたします。

b 通信線の種類

架空通信線のうち，光ファイバケーブルには，原則としてポリエチレンシース吊線つき光ファイバケーブルを使用し，通信ケーブルには，原則としてポリエチレン絶縁ビニルシース吊線つき通信ケーブルを使用いたします。

(ﾊ) 地中通信線路

a 施 設 方 法

地中通信線路は，地中電線路の施設方法に準じて施設いたします。

b 通信線の種類

地中通信線のうち，光ファイバケーブルには，原則としてポリエチレンシース光ファイバケーブルを使用し，通信ケーブルには，原則としてポリエチレン絶縁ポリエチレンシース通信ケーブルを使用いたします。

(ﾆ) 送 受 信 装 置

光ファイバケーブル搬送方式で使用する送受信装置の伝送方式は，パルス符号変調方式といたします。

(ﾎ) 電話設備以外の情報伝送設備

電力保安通信用電話設備以外の情報伝送設備（給電用情報伝送設備，送電線保護用情報伝送設備等）の施設については，原則として，この基準を準用いたします。

託送供給等約款別冊

託 送 供 給 等 約 款
系 統 連 系 技 術 要 件

令和７年４月１日 実 施

四国電力送配電株式会社

託 送 供 給 等 約 款
系 統 連 系 技 術 要 件
（託送供給等約款別冊）

目　　次

Ⅰ　総　　則

1　目　　的 …… 1
2　適用の範囲 …… 1
3　協　　議 …… 1

Ⅱ　発電設備等の系統連系技術要件（低圧連系）

1　発電設備等の種類 …… 2
2　電 気 方 式 …… 2
3　運転可能周波数・並列時許容周波数 …… 2
4　力　　率 …… 3
5　高　調　波 …… 3
6　需給バランス制約による発電設備等の出力の抑制 …… 3
7　送電容量制約による発電設備等の出力の抑制 …… 3
8　不要解列の防止 …… 4
9　保護装置の設置 …… 7
10　保護装置の設置場所 …… 8
11　解 列 箇 所 …… 8
12　保護継電器の設置相数 …… 8
13　発電機運転制御装置の付加 …… 9
14　接 地 方 式 …… 9
15　直流流出防止変圧器の設置 …… 9
16　電 圧 変 動 …… 9
17　短 絡 容 量 …… 11
18　過電流引き外し素子を有するしゃ断器の設置 …… 11
19　サイバーセキュリティ対策 …… 11
20　発電機諸元 …… 12

Ⅲ　負荷設備の系統連系技術要件（低圧連系）

1　電 気 方 式 …… 13
2　力　　率 …… 13
3　保護装置の目的および設置 …… 13
4　保護装置の設置場所 …… 13

5　解 列 箇 所 …… 14
6　高　調　波 …… 14

Ⅳ　発電設備等の系統連系技術要件（高圧連系）

1　電 気 方 式 …… 15
2　運転可能周波数・並列時許容周波数 …… 15
3　力　　率 …… 15
4　高　調　波 …… 15
5　需給バランス制約による発電設備等の出力の抑制 …… 16
6　送電容量制約による発電設備等の出力の抑制 …… 16
7　不要解列の防止 …… 16
8　保護装置の設置 …… 19
9　保護装置の設置場所 …… 20
10　解 列 箇 所 …… 20
11　保護継電器の設置相数 …… 20
12　自動負荷制限 …… 21
13　線路無電圧確認装置の設置 …… 21
14　発電機運転制御装置の付加 …… 21
15　接 地 方 式 …… 22
16　直流流出防止変圧器の設置 …… 22
17　電 圧 変 動 …… 22
18　短 絡 容 量 …… 24
19　発電機定数・諸元 …… 24
20　昇圧用変圧器 …… 25
21　連 絡 体 制 …… 25
22　バンク逆潮流の制限 …… 26
23　サイバーセキュリティ対策 …… 26

Ⅴ　負荷設備の系統連系技術要件（高圧連系）

1　電 気 方 式 …… 27
2　保 護 協 調 …… 27
3　保護装置の設置 …… 27
4　保護装置の設置場所 …… 27
5　解 列 箇 所 …… 27
6　保護継電器の設置相数 …… 27
7　高　調　波 …… 27
8　電 圧 変 動 …… 29
9　連 絡 体 制 …… 29
10　サイバーセキュリティ対策 …… 29

Ⅵ　発電設備等の系統連系技術要件（特別高圧連系）

1　電 気 方 式 …… 30
2　運転可能周波数・並列時許容周波数 …… 30
3　力　　率 …… 30
4　高　調　波 …… 30
5　需給バランス制約による発電設備等の出力の抑制 …… 31
6　送電容量制約による発電設備等の出力の抑制 …… 31
7　不要解列の防止 …… 31
8　保護装置の設置 …… 33
9　再 閉 路 方 式 …… 35
10　保護装置の設置場所 …… 36
11　解 列 箇 所 …… 36
12　保護継電器の設置相数 …… 36
13　自動負荷制限・発電抑制 …… 36
14　線路無電圧確認装置の設置 …… 37
15　発電機運転制御装置の付加 …… 37
16　中性点接地装置の付加と電磁誘導障害防止対策の実施 …… 41
17　直流流出防止変圧器の設置 …… 41
18　電 圧 変 動 …… 41
19　出力変動対策 …… 42
20　短絡・地絡電流対策 …… 43
21　発電機定数・諸元 …… 43
22　昇圧用変圧器 …… 45
23　連 絡 体 制 …… 45
24　電気現象記録装置 …… 47
25　サイバーセキュリティ対策 …… 47

Ⅶ　負荷設備の系統連系技術要件（特別高圧連系）

1　電 気 方 式 …… 48
2　保 護 協 調 …… 48
3　保護装置の設置 …… 48
4　保護装置の設置場所 …… 49
5　解 列 箇 所 …… 49
6　保護継電器の設置相数 …… 49
7　中性点接地装置の付加と電磁誘導障害防止対策の実施 …… 49
8　高　調　波 …… 49
9　電 圧 変 動 …… 51
10　連 絡 体 制 …… 51
11　サイバーセキュリティ対策 …… 51

Ⅰ　総　　則

１　目　　的

この系統連系技術要件（以下「この要件」といいます。）は，託送供給等約款８（契約の要件）(1)ニまたは(2)ハにもとづき，電気設備を当社電力系統（以下「系統」といいます。）に電気的に接続（以下「連系」といいます。）するにあたり遵守いただく技術要件を定めたものです。

２　適用の範囲

この要件は，発電者の発電設備および蓄電池（以下「発電設備等」といいます。）ならびに負荷設備または需要者の負荷設備を系統に連系する場合に適用いたします。既に系統に連系している発電設備等であっても，当該設備等のリプレース時やパワーコンディショナー等の装置切替時，または系統運用に支障を来すおそれがある場合（継電器整定値等の設定変更必要時等）には，この要件を適用いたします。また，需要者が需要場所内において発電設備等を系統に連系する場合または契約者が事業場所内の発電設備等もしくは需要設備を系統に連系する場合についても，この要件を適用いたします。

３　協　　議

この要件は，系統連系に関する技術要件であり，実際の連系にあたっては，この要件に定めのない事項も含め，個別に協議させていただきます。

Ⅱ　発電設備等の系統連系技術要件（低圧連系）

１　発電設備等の種類

逆潮流有りの連系とすることができる発電設備等は，逆変換装置を用いた発電設備等に限ります。ただし，逆変換装置を用いない場合でも，逆変換装置を用いた連系の場合と同等の単独運転検出および解列ができ，他の需要家へ影響を及ぼすおそれがない場合に限り，逆潮流有りの連系とすることができます。

２　電 気 方 式

発電設備等の電気方式は，次の場合を除き，連系する系統の電気方式（交流単相２線式・単相３線式・３相３線式・３相４線式）と同一としていただきます。

(1)　最大使用電力に比べ発電設備等の容量が非常に小さく，相間の不平衡による影響が実態上問題とならない場合

(2)　単相３線式の系統に単相２線式200ボルトの発電設備等を連系する場合に，受電地点のしゃ断器を開放したとき等に負荷の不平衡により生ずる過電圧に対して逆変換装置を停止する対策，または発電設備等を解列する対策を行なう場合

３　運転可能周波数・並列時許容周波数

(1)　運転可能周波数

発電設備等の連続運転可能周波数および運転可能周波数は，次のとおりとしていただきます。

イ　連続運転可能周波数：58.2 ヘルツをこえ 61.0 ヘルツ以下

ロ　運転可能周波数：57.0 ヘルツ以上 61.8 ヘルツ以下

なお，周波数低下時の運転継続時間は，58.2 ヘルツでは 10 分程度以上，57.6 ヘルツは１分程度以上としていただきます。また，周波数低下継電器の整定値は，原則として，検出レベルは 57.0 ヘルツとし，検出時限は自動再閉路時間と協調が取れる範囲の最大値としていただきます。（協調が取れる範囲の最大値：２秒）

ただし，逆変換装置を用いた発電設備等で事故時運転継続要件（以下「ＦＲＴ要件」といいます。）非適用の設備については，これによらないものとします。

(2)　並列時許容周波数

系統周波数を適正値に維持する必要があるため，並列時の周波数は並列時許容周波数以内としていただきます。なお，並列時許容周波数は，標準周波数＋0.1 ヘルツ以下（設定可能範囲：標準周波数＋0.1～＋1.0 ヘルツ）とします。ただし，系統固有の事由等により個別に協議させていただく場合があります。

４　力　　率

発電設備等の設置者の受電地点における力率は，連系する系統の電圧を適切に維持するため，原則として系統側からみて遅れ力率 85 パーセント以上とするとともに，進み力率とならないようにしていただきます。

なお，電圧上昇を防止する上でやむをえない場合には，受電地点の力率を系統側からみて遅れ力率 80 パーセントまで制御できるものといたします。

５　高　調　波

逆変換装置（二次励磁発電機の系統側変換装置を含みます。）を用いた発電設備等を設置する場合は，逆変換装置本体（フィルターを含みます。）の高調波流出電流を総合電流歪み率５パーセント，各次電流歪み率３パーセント以下としていただきます。また，その他の高調波発生機器を用いた電気設備を設置する場合には，Ⅲ（負荷設備の系統連系技術要件［低圧連系］）６に準じた対策を実施していただきます。

６　需給バランス制約による発電設備等の出力の抑制

逆潮流のある発電設備等のうち，太陽光発電設備および風力発電設備ならびに蓄電池には，当社の求めに応じて，当社からの遠隔制御により０パーセントから 100 パーセントの範囲（１パーセント刻み）で出力（自家消費分を除くことも可）の抑制ができる機能を有する逆変換装置やその他必要な設備を設置する等の対策を実施していただきます。なお，ウィンドファームとしての運用がない風力発電所やウィンドファームコントローラがない風力発電所については，技術的制約を踏まえ個別に協議させていただきます。

逆潮流のある火力発電設備およびバイオマス発電設備（ただし，再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則第 14 条第８号ニに定める地域資源バイオマス発電設備〔以下「地域資源バイオマス発電設備」といいます。〕であって，燃料貯蔵や技術に由来する制約等により出力の抑制が困難なものを除きます。）は，発電出力を技術的に合理的な範囲で最大限抑制し，その最低出力を発電端の定格出力に対して，火力発電設備（混焼バイオマス発電設備を含みます。）については多くとも 30 パーセント以下，バイオマス発電設備については多くとも 50 パーセント以下に抑制するために必要な機能を具備していただきます。なお，停止による対応も可能といたします。自家消費を主な目的とした発電設備等については，個別の事情を踏まえ対策の内容を協議させていただきます。実証設備の実証期間中の扱いについては，技術的制約を踏まえ個別に協議させていただき，実証期間終了後は，再協議させていただきます。

７　送電容量制約による発電設備等の出力の抑制

逆潮流のある発電設備等のうち 10 キロワット以上の設備には，当社の求めに応じて，当社からの遠隔制御により，送電容量制約による出力の抑制ができる機能

を有する装置やその他必要な装置を設置する等の対策を実施していただきます。

8　不要解列の防止

(1)　保 護 協 調

発電設備等の故障または系統の事故時に，事故の除去，事故範囲の局限化等を行なうために次の考え方にもとづいて，保護協調を図ることを目的に，適正な保護装置を設置していただきます。なお，構内設備の故障に対しては，Ⅲ（負荷設備の系統連系技術要件［低圧連系］）３に準じた対策を実施していただきます。

イ　発電設備等の異常および故障に対しては，確実に検出・除去し，連系する系統に事故を波及させないために，発電設備等を即時に解列すること。

ロ　連系する系統の事故に対しては，迅速かつ確実に，発電設備等が解列すること。

ハ　上位系統事故時等，連系する系統の電源が喪失した場合にも発電設備等が高速に解列し，需要場所を含むいかなる部分系統においても単独運転が生じないこと。

ニ　事故時の再閉路時に，発電設備等が連系する系統から確実に解列されていること。

ホ　連系する系統以外の事故時には，発電設備等は解列しないこと。

(2)　事故時運転継続

系統事故による広範囲の瞬時電圧低下や周波数変動等により，発電設備等の一斉解列や出力低下継続等が発生し，系統全体の電圧・周波数維持に大きな影響を与えることを防止するため，発電設備等の種別ごとに定められるＦＲＴ要件を満たしていただきます。なお，満たすべきＦＲＴ要件は次のとおりです。

発電設備等		電圧低下			周波数変動（運転継続）
		残電圧20パーセント以上（運転継続）	残電圧20パーセント未満（運転継続またはゲートブロック）	残電圧52パーセント以上・位相変化41度以下（運転継続）	60ヘルツ系統
単相	太陽光	・電圧低下継続時間1.0秒以下 ・電圧復帰後0.1秒以内に電圧低下前の出力の80パーセント以上の出力まで復帰	・電圧低下継続時間1.0秒以下 ・電圧復帰後0.2秒以内に電圧低下前の出力の80パーセント以上の出力まで復帰	・電圧低下継続時間1.0秒以下 ・電圧復帰後0.1秒以内に電圧低下前の出力の80パーセント以上の出力まで復帰	・ステップ状に+1.0ヘルツ，３サイクル間継続 ・ランプ状の±２ヘルツ/秒 （周波数上限）61.8ヘルツ （周波数下限）57.0ヘルツ

	風　　力		・電圧低下継続時間1.0秒以下 ・電圧復帰後1.0秒以内に電圧低下前の出力の80パーセント以上の出力まで復帰	・電圧低下継続時間1.0秒以下 ・電圧復帰後1.0秒以内に電圧低下前の出力の80パーセント以上の出力まで復帰	・電圧低下継続時間1.0秒以下 ・電圧復帰後1.0秒以内に電圧低下前の出力の80パーセント以上の出力まで復帰	・ステップ状に+1.0ヘルツ，３サイクル間継続 ・ランプ状の±２ヘルツ/秒 （周波数上限） 61.8ヘルツ （周波数下限） 57.0ヘルツ
	蓄　電　池		・電圧低下継続時間1.0秒以下 ・電圧復帰後0.1秒以内に電圧低下前の出力の80パーセント以上の出力まで復帰（RPRが設置される場合は出力電力特性とRPRの協調を図るため，0.4秒以内の復帰としてもよい。）	・電圧低下継続時間1.0秒以下 ・電圧復帰後1.0秒以内に電圧低下前の出力の80パーセント以上の出力まで復帰	・電圧低下継続時間1.0秒以下 ・電圧復帰後0.1秒以内に電圧低下前の出力の80パーセント以上の出力まで復帰（RPRが設置される場合は出力電力特性とRPRの協調を図るため，0.4秒以内の復帰としてもよい。）	・ステップ状に+1.0ヘルツ，３サイクル間継続 ・ランプ状の±２ヘルツ/秒 （周波数上限） 61.8ヘルツ （周波数下限） 57.0ヘルツ
	燃料電池		・電圧低下継続時間0.3秒以下 ・電圧復帰後1.0秒以内に電圧低下前の出力の80パーセント以上の出力まで復帰	・電圧低下継続時間0.3秒以下 ・電圧復帰後1.0秒以内に電圧低下前の出力の80パーセント以上の出力まで復帰	・電圧低下継続時間0.3秒以下 ・電圧復帰後1.0秒以内に電圧低下前の出力の80パーセント以上の出力まで復帰	・ステップ状に+1.0ヘルツ，３サイクル間継続 ・ランプ状の±２ヘルツ/秒 （周波数上限） 61.8ヘルツ （周波数下限） 57.0ヘルツ
	ガスエンジン	単機出力２キロワット未満	・電圧低下継続時間0.3秒以下 ・電圧復帰後1.0秒以内に電圧低下前の出力の80パーセント以上の出力まで復帰	・電圧低下継続時間0.3秒以下 ・電圧復帰後1.0秒以内に電圧低下前の出力の80パーセント以上の出力まで復帰	・電圧低下継続時間0.3秒以下 ・電圧復帰後1.0秒以内に電圧低下前の出力の80パーセント以上の出力まで復帰	・ステップ状に+1.0ヘルツ，３サイクル間継続 ・ランプ状の±２ヘルツ/秒 （周波数上限） 61.8ヘルツ （周波数下限） 57.0ヘルツ
		単機出力２キロワット以上10キロワット未満※				

	複数直流入力システム	太陽光＋蓄電池	・電圧低下継続時間1.0秒以下 ・電圧復帰後0.1秒以内に電圧低下前の出力の80パーセント以上の出力まで復帰（RPRが設置される場合は出力電力特性とRPRの協調を図るため,0.4秒以内の復帰としてもよい。また，負荷追従制御（構内の負荷電力に応じて出力制御）状態にて復帰動作する場合は，出力復帰中の過渡的な逆潮流による蓄電池動作の停止を防止するため,0.4秒以内としてもよい。）	・電圧低下継続時間1.0秒以下 ・電圧復帰後1.0秒以内に電圧低下前の出力の80パーセント以上の出力まで復帰	・電圧低下継続時間1.0秒以下 ・電圧復帰後0.1秒以内に電圧低下前の出力の80パーセント以上の出力まで復帰（RPRが設置される場合は出力電力特性とRPRの協調を図るため,0.4秒以内の復帰としてもよい。また，負荷追従制御（構内の負荷電力に応じて出力制御）状態にて復帰動作する場合は，出力復帰中の過渡的な逆潮流による蓄電池動作の停止を防止するため,0.4秒以内としてもよい。）	・ステップ状に+1.0ヘルツ，3サイクル間継続 ・ランプ状の±2ヘルツ/秒 （周波数上限） 61.8ヘルツ （周波数下限） 57.0ヘルツ
		燃料電池＋蓄電池 ガスエンジン＋蓄電池	・電圧低下継続時間0.3秒以下 ・電圧復帰後1.0秒以内に電圧低下前の出力の80パーセント以上の出力まで復帰	・電圧低下継続時間0.3秒以下 ・電圧復帰後1.0秒以内に電圧低下前の出力の80パーセント以上の出力まで復帰	・電圧低下継続時間0.3秒以下 ・電圧復帰後1.0秒以内に電圧低下前の出力の80パーセント以上の出力まで復帰	・ステップ状に+1.0ヘルツ，3サイクル間継続 ・ランプ状の±2ヘルツ/秒 （周波数上限） 61.8ヘルツ （周波数下限） 57.0ヘルツ
三相	太陽光 蓄電池 燃料電池 ガスエンジン		高圧三相に準ずる	高圧三相に準ずる	高圧三相に準ずる	高圧三相に準ずる
	風力		・電圧低下継続時間0.3秒以下 ・電圧復帰後1.0秒以内に電圧低下前の出力の80パーセント以上の出力まで復帰	・電圧低下継続時間0.3秒以下 ・電圧復帰後1.0秒以内に電圧低下前の出力の80パーセント以上の出力まで復帰	・電圧低下継続時間0.3秒以下 ・電圧復帰後1.0秒以内に電圧低下前の出力の80パーセント以上の出力まで復帰	・ステップ状に+1.0ヘルツ，3サイクル間継続 ・ランプ状の±2ヘルツ/秒 （周波数上限） 61.8ヘルツ （周波数下限） 57.0ヘルツ

※発電機能を備えたガスエンジン（空調を主目的としたもの）を除きます。

ＦＲＴ要件のイメージ（太陽光発電設備を例に記載）

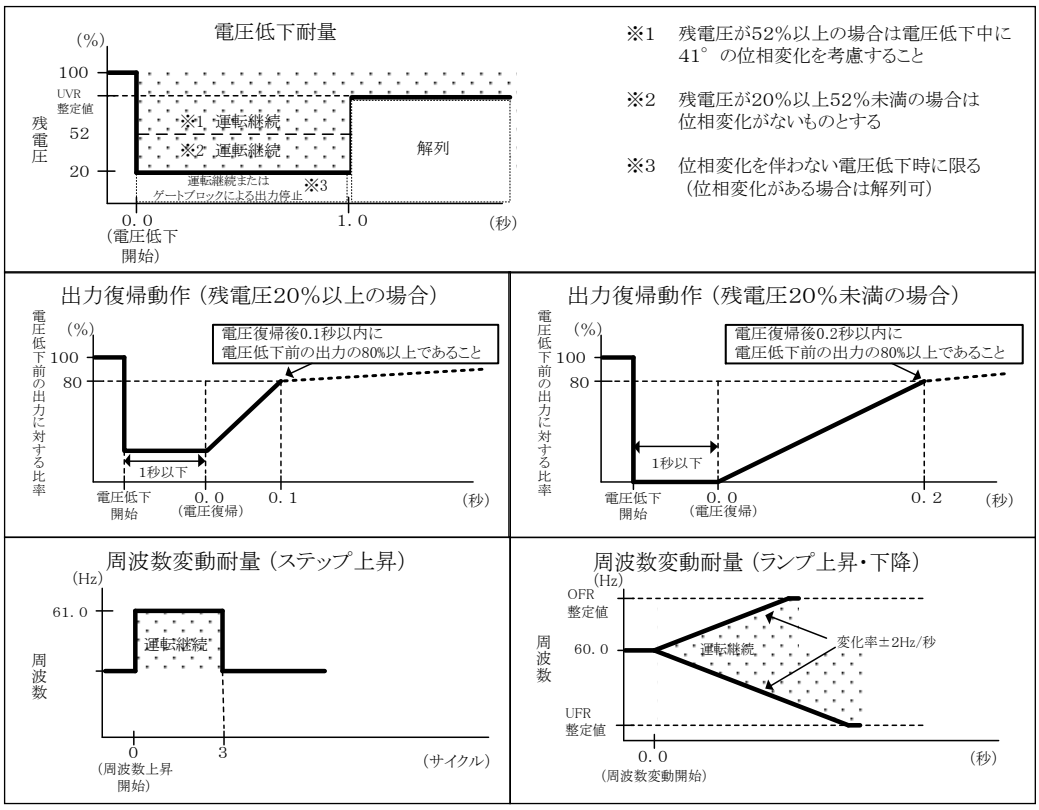

９　保護装置の設置

(1)　発電設備等故障対策

発電設備等故障時の系統保護のため，次に示す保護継電器を設置していただきます。ただし，発電設備等自体の保護装置により，検出できる場合は省略できることといたします。

イ　発電設備等の発電電圧が異常に上昇した場合に，これを検出し時限をもって解列するための過電圧継電器を設置すること。

ロ　発電設備等の発電電圧が異常に低下した場合に，これを検出し時限をもって解列するための不足電圧継電器を設置すること。

(2)　系統側短絡事故対策

連系する系統における短絡事故時の保護のため，次に示す保護継電器を設置していただきます。

イ　同期発電機の場合は，連系する系統における短絡事故を検出し，発電設備を解列するための短絡方向継電器を設置すること。ただし，発電設備の故障対策用不足電圧継電器，または過電流継電器により，連系する系統の短絡事故が検出できる場合は，これで代用できる。

ロ　誘導発電機，二次励磁発電機または逆変換装置を用いた発電設備等の場合は，連系する系統の短絡事故時に発電設備等の電圧低下を検出し，発電設備

等を解列するための不足電圧継電器を設置すること。

(3)　高低圧混触事故対策

連系する系統の高低圧混触事故を検出し，発電設備等を解列するための受動的方式等の単独運転検出機能を有する装置等を設置していただきます。

(4)　単独運転防止対策

単独運転防止のため，過電圧継電器，不足電圧継電器，周波数上昇継電器，周波数低下継電器および次のすべての条件を満たす受動的方式と能動的方式を組み合わせた単独運転検出機能を有する装置を設置していただきます。

イ　連系する系統のインピーダンスや負荷状況等を考慮し，確実に単独運転を検出できること。

ロ　頻繁な不要解列を生じさせないこと。

ハ　能動信号は，系統への影響が実態上問題とならないこと。

単独運転検出機能の整定値例は系統連系規程によるものとします。

10　保護装置の設置場所

保護継電器は，受電地点または故障の検出が可能な場所に設置していただきます。

11　解 列 箇 所

保護装置が動作した場合の解列箇所は，原則として，系統から発電設備等を解列することができる次のいずれかの箇所としていただきます。なお，当社から解列箇所を指定させていただく場合があります。

(1)　機械的な解列箇所２箇所

(2)　機械的な解列箇所１箇所と逆変換装置のゲートブロック

(3)　発電設備等連絡用しゃ断器

12　保護継電器の設置相数

保護継電器の設置相数は次のとおりとしていただきます。

(1)　過電圧継電器は，単相２線式においては１相，単相３線式および３相３線式については２相に設置すること。なお，単相３線式では中性線と両電圧線間とすること。

(2)　不足電圧継電器および短絡方向継電器は，単相２線式においては１相，単相３線式においては２相，３相３線式については３相に設置すること。なお，単相３線式では中性線と両電圧線間とすること。

(3)　周波数上昇継電器，周波数低下継電器および逆電力継電器は，単相２線式，単相３線式および３相３線式について１相に設置すること。

(4)　逆充電検出の場合は，次のとおりとする。

イ　不足電力継電器は，単相２線式においては１相，単相３線式においては２相，３相３線式については３相に設置すること。なお，単相３線式では中性

線と両電圧線間，３相３線式では単相負荷がなければ３相電力の合計とできる。

ロ　不足電圧継電器は，単相２線式においては１相，単相３線式および３相３線式については２相に設置すること。なお，単相３線式では中性線と両電圧線間とすること。

13　発電機運転制御装置の付加

火力発電設備およびコージェネレーション（ガスタービン・ガスエンジンを採用したコージェネレーションを除きます。）は，周波数 58.8 ヘルツまでは発電機出力を低下しない，周波数 58.8 ヘルツ以下については，1.2 ヘルツ低下するごとに５パーセント以内の出力低下に抑える，または，一度出力低下しても回復する機能もしくは装置を具備していただきます。

なお，周波数変動に鋭敏な負荷設備や，構内設備（発電用所内電源を除きます。）への電源供給維持のため，自立運転に移行する必要がある自家用発電設備等については，対策内容を協議させていただきます。

14　接 地 方 式

接地方式は，連系する系統に適合した方式としていただきます。

15　直流流出防止変圧器の設置

逆変換装置を用いて発電設備等を連系する場合は，逆変換装置から直流が系統へ流出することを防止するために，受電地点と逆変換装置との間に変圧器（単巻変圧器を除きます。）を設置していただきます。

ただし，次のすべての条件に適合する場合は，変圧器の設置を省略することができます。

(1)　逆変換装置の交流出力側で直流を検出し，交流出力を停止する機能を有すること。

(2)　逆変換装置の直流回路が非接地であること，または逆変換装置に高周波変圧器を用いていること。

なお，設置する変圧器は，直流流出防止専用である必要はありません。

16　電 圧 変 動

(1)　常時電圧変動対策

連系する系統における低圧の需要場所の電圧を適正値（標準電圧 100 ボルトに対しては 101±6 ボルト，標準電圧 200 ボルトに対しては 202±20 ボルト）以内に維持する必要があります。なお，電圧規制点は構内負荷機器への影響を考慮し，原則として受電点とします。ただし，系統側の電圧が電圧上限値に近い場合，発電設備等からの逆潮流の制限により発電電力量が低下する場合は，当該発電設備等設置者以外の低圧需要家への供給電圧が適正値を逸脱するおそれ

がないことを条件として，電圧規制点を引込柱とします。発電設備等の逆潮流により低圧の需要場所の電圧が適正値を逸脱するおそれがあるときは，進相無効電力制御機能または出力制御機能により自動的に電圧を調整する対策を行なっていただきます。なお，これにより対応できない場合は，配電線増強等の対策を行ないます。

また，発電設備等のパワーコンディショナーは逆潮流による電圧上昇を抑制する対策として，次に示す対策を行なっていただきます。

イ　発電設備等のパワーコンディショナーに，適正電圧範囲内で常に一定の力率（80 パーセント～100 パーセント〔１パーセント刻み〕）で進相運転を行なう機能（力率一定制御）を有するものを用いること。

ロ　太陽光発電設備（複数直流入力の発電設備を含みます。）については，現時点における標準的な力率値 95 パーセントに設定すること。ただし，連系点の潮流が順潮流状態の時は，力率を 100 パーセントに制御してもよい。

なお，高圧配電線等の系統状況により個別に力率値を指定する場合には，力率値を変更すること。

(2)　瞬時電圧変動対策

発電設備等の並解列時の瞬時電圧変動は常時電圧の 10 パーセント以内とし，次に示す対策を行なっていただきます。

イ　自励式の逆変換装置を用いた発電設備等の場合は，自動的に同期する機能を有するものを用いること。

ロ　他励式の逆変換装置を用いた発電設備等の場合で，並列時の瞬時電圧低下により系統の電圧が常時電圧から 10 パーセントをこえて逸脱するおそれがあるときには，限流リアクトル等を設置すること。

ハ　同期発電機の場合は，制動巻線付きのもの（制動巻線を有しているものと同等以上の乱調防止効果を有する制動巻線付きでない同期発電機を含みます。）とするとともに自動同期検定装置を設置すること。

ニ　二次励磁制御巻線形誘導発電機の場合は，自動同期検定機能を有するものを用いること。

ホ　誘導発電機の場合で，並列時の瞬時電圧低下により系統の電圧が常時電圧から 10 パーセントをこえて逸脱するおそれがあるときは，限流リアクトル等を設置すること。なお，これにより対応できない場合には，同期発電機を用いる等の対策を行なうこと。

ヘ　発電設備等の出力変動や頻繁な並解列が問題となる場合は，出力変動の抑制や並解列の頻度を低減する対策を行なうこと。

(3)　電圧フリッカ対策

発電設備等を設置する場合は，発電設備等の頻繁な並解列や出力変動，単独運転検出機能（能動的方式）による電圧フリッカにより適正値を逸脱するおそれがあるときは，次に示す電圧フリッカ対策等を行なっていただきます。

イ　風力発電設備等の頻繁な並解列により電圧フリッカが適正値を逸脱するお

それがあるときには，静止型無効電力補償装置（以下「ＳＶＣ」といいます。）の設置やサイリスタ等によるソフトスタート機能を有する装置を設置すること，もしくは，配電線の太線化等による系統インピーダンスの低減等の対策を行なう。なお，これにより対応できない場合には，配電線の増強等を行なうか，専用線による連系とする。

ロ　風力発電設備等の出力変動により電圧フリッカが適正値を逸脱するおそれがあるときには，ＳＶＣ等を設置すること，もしくは，配電線の太線化等による系統インピーダンスの低減等の対策を行なう。なお，これにより対応できない場合には，配電線の増強等を行なうか，専用線による連系とする。

ハ　単独運転検出機能（能動的方式）による電圧フリッカにより適正値を逸脱するおそれがあるとき（新型能動的方式を具備する場合等）は，発生する電圧フリッカの電圧変動周期にかかわらず無効電力発振の予兆を検出して無効電力の注入を一時的に停止する機能を有する装置の設置等の対策を行なうこと。

また，単独運転検出機能（能動的方式）による電圧フリッカにより，系統運用に支障が発生した場合，または発生するおそれがある場合には，発電設備等設置者は当社と協議のうえ，単独運転検出に影響のない範囲で，周波数フィードバックゲインや無効電力の注入量の上下限値の変更等により，配電線に注入する無効電力の注入量を低減する等の対策を講じること。なお，ソフトウェア改修不可等で対応できない場合については，機器取替や対応時期等を含めて個別協議とする。

［対策要否の判定基準例］

受電点における電圧フリッカレベル（ΔＶ10）を 0.45 ボルト以下（当該設備のみの場合は，0.23 ボルト以下）に維持する。

17　短 絡 容 量

発電設備等の連系により系統の短絡容量が他者のしゃ断器のしゃ断容量等を上回るおそれがある場合は，発電設備等の設置者において，短絡電流を制限する装置（限流リアクトル等）を設置していただきます。

18　過電流引き外し素子を有するしゃ断器の設置

単相３線式の電気方式に連系する場合であって，負荷の不平衡と発電設備等の逆潮流により中性線に負荷線以上の過電流が生ずるおそれがあるときは，発電設備等および負荷設備等の並列点よりも系統側に，３極に過電流引き外し素子を有するしゃ断器を設置していただきます。

19　サイバーセキュリティ対策

自家用電気工作物（発電事業の用に供するものおよび小規模事業用電気工作物を除きます。）に係る遠隔監視システムおよび制御システムは，「自家用電気工作

物に係るサイバーセキュリティの確保に関するガイドライン」に準拠した対策を講じていただきます。

上記以外の発電設備等については，サイバー攻撃による発電設備等の異常動作を防止し，または発電設備等がサイバー攻撃を受けた場合にすみやかな異常の除去，影響範囲の局限化等を行なうために次のとおり，適切なサイバーセキュリティ対策を講じていただきます。

(1) 外部ネットワークや他ネットワークを通じた発電設備等の制御に係るシステムへの影響を最小化するための対策を講じること。

(2) 発電設備等の制御に係るシステムには，マルウェアの侵入防止対策を講じること。

(3) 発電設備等の設置者と当社との間で迅速かつ的確な情報連絡を行ない，すみやかに必要な措置を講じる必要があるため，発電設備等に関し，セキュリティ管理責任者を設置するとともに，氏名および一般加入電話番号または携帯電話番号を通知すること。

20 発電機諸元

当社の求めに応じて，次の諸元を提出していただきます。（第３者認証機関発行の認証証明書による提供可）

なお，必要に応じて，記載されていない諸元や最新の諸元等を提供していただく場合があります。

電源種	設備	諸元
共通	発電プラント	定格（定格容量，定格出力，台数，定格電圧）
		力率（定格，運転可能範囲）
		単線結線図，系統並解列箇所
	構内設備	高調波発生機器と高調波対策資料
		電圧フリッカの発生源と対策設備資料
	保護装置	設置要素
		設置場所
		設置相数
		解列箇所
		整定範囲
		整定値
		シーケンスブロック
逆変換装置	発電プラント制御装置	メーカ，型式
		単独運転検出方式，整定値
		逆変換装置の容量
		FRT要件の適用有無
風力	発電プラント制御装置	蓄電池，ウィンドファームコントローラの有無
蓄電池	発電プラント	蓄電容量

Ⅲ　負荷設備の系統連系技術要件（低圧連系）

１　電 気 方 式

受電設備の電気方式は，連系する系統の電気方式（交流単相２線式・単相３線式・３相３線式・３相４線式）と同一としていただきます。

２　力　　率

(1)　需要場所の負荷の力率は，原則として，電灯定額接続送電サービス，電灯標準接続送電サービス，電灯時間帯別接続送電サービス，電灯従量接続送電サービス，電灯臨時定額接続送電サービスまたは電灯臨時接続送電サービスの場合は90パーセント以上，その他の場合は，85パーセント以上に保持していただきます。

(2)　需要者が進相用コンデンサを取り付ける場合は，それぞれの電気機器ごとに取り付けていただきます。ただし，やむをえない事情によって，２以上の電気機器に対して一括して取り付けする場合は，進相用コンデンサの開放により，軽負荷時の力率が進み力率とならないようにしていただきます。

なお，進相用コンデンサは，託送供給等約款別表12（進相用コンデンサ取付容量基準）を基準として取り付けていただきます。

３　保護装置の目的および設置

需要者の電気の使用が，次の原因で他の需要者の電気の使用を妨害し，もしくは妨害するおそれがある場合，または当社もしくは他の電気事業者の電気工作物に支障を及ぼし，もしくは支障を及ぼすおそれがある場合（この場合の判定は，その原因となる現象が最も著しいと認められる地点で行ないます。）には，その影響を連系された系統へ波及させないために，需要者の負担で，必要な調整装置または保護装置を需要場所に施設していただくものとし，とくに必要がある場合には，供給設備を変更し，または専用供給設備を施設して，これにより電気を使用していただきます。

(1)　負荷の特性によって各相間の負荷が著しく平衡を欠く場合
(2)　負荷の特性によって電圧または周波数が著しく変動する場合
(3)　負荷の特性によって波形に著しいひずみを生ずる場合
(4)　著しい高周波または高調波を発生する場合
(5)　その他(1)，(2)，(3)または(4)に準ずる場合

４　保護装置の設置場所

保護継電器は，供給地点または故障の検出が可能な場所に設置していただきます。

５　解 列 箇 所

解列箇所は，系統から受電設備を解列できる受電用しゃ断器としていただきます。

６　高　調　波

受電設備を設置する場合には，受電設備（フィルター，補機類を含みます。）からの高調波流出電流を，高調波環境目標レベルである総合電流歪み率５パーセント以下（6.6キロボルト配電系統）に抑制していただきます。

Ⅳ　発電設備等の系統連系技術要件（高圧連系）

１　電　気　方　式

発電設備等の電気方式は，最大使用電力に比べ発電設備等の容量が非常に小さく，相間の不平衡による影響が実態上問題とならない場合を除き，連系する系統の電気方式（交流３相３線式）と同一としていただきます。

２　運転可能周波数・並列時許容周波数

(1)　運転可能周波数

発電設備等の連続運転可能周波数および運転可能周波数は，次のとおりとしていただきます。

イ　連続運転可能周波数：58.2 ヘルツをこえ 61.0 ヘルツ以下

ロ　運転可能周波数：57.0 ヘルツ以上 61.8 ヘルツ以下

なお，周波数低下時の運転継続時間は，58.2 ヘルツでは 10 分程度以上，57.6 ヘルツは１分程度以上としていただきます。また，周波数低下継電器の整定値は，原則として，検出レベルは 57.0 ヘルツとし，検出時限は自動再閉路時間と協調が取れる範囲の最大値としていただきます。（協調が取れる範囲の最大値：２秒）

ただし，逆変換装置を用いた発電設備等でＦＲＴ要件非適用の設備については，これによらないものとします。

(2)　並列時許容周波数

系統周波数を適正値に維持する必要があるため，並列時の周波数は並列時許容周波数以内としていただきます。なお，並列時許容周波数は，標準周波数＋0.1 ヘルツ以下（設定可能範囲：標準周波数＋0.1～＋1.0 ヘルツ）とします。ただし，系統固有の事由等により個別に協議させていただく場合があります。

３　力　　率

発電設備等の設置者の受電地点における力率は，連系する系統の電圧を適切に維持するため，原則として系統側からみて遅れ力率 85 パーセント以上とするとともに，進み力率とならないようにしていただきます。

なお，電圧上昇を防止する上でやむをえない場合には，受電地点の力率を系統側からみて遅れ力率 80 パーセントまで制御できるものといたします。

４　高　調　波

逆変換装置（二次励磁発電機の系統側変換装置を含みます。）を用いた発電設備等を設置する場合は，逆変換装置本体（フィルターを含みます。）の高調波流出電流を総合電流歪み率５パーセント，各次電流歪み率３パーセント以下とし

ていただきます。また，その他の高調波発生機器を用いた電気設備を設置する場合には，Ⅴ（負荷設備の系統連系技術要件［高圧連系］）７に準じた対策を実施していただきます。

５　需給バランス制約による発電設備等の出力の抑制

逆潮流のある発電設備のうち，太陽光発電設備および風力発電設備ならびに蓄電池には，当社の求めに応じて，当社からの遠隔制御により０パーセントから 100 パーセントの範囲（１パーセント刻み）で出力（自家消費分を除くことも可）の抑制ができる機能を有する逆変換装置やその他必要な設備を設置する等の対策を実施していただきます。なお，ウィンドファームとしての運用がない風力発電所やウィンドファームコントローラがない風力発電所については，技術的制約を踏まえ個別に協議させていただきます。

逆潮流のある火力発電設備およびバイオマス発電設備（ただし，地域資源バイオマス発電設備であって，燃料貯蔵や技術に由来する制約等により出力の抑制が困難なものを除きます。）は，発電出力を技術的に合理的な範囲で最大限抑制し，その最低出力を発電端の定格出力に対して，火力発電設備（混焼バイオマス発電設備を含みます。）については多くとも 30 パーセント以下，バイオマス発電設備については多くとも 50 パーセント以下に抑制するために必要な機能を具備していただきます。なお，停止による対応も可能といたします。自家消費を主な目的とした発電設備等については，個別の事情を踏まえ対策の内容を協議させていただきます。実証設備の実証期間中の扱いについては，技術的制約を踏まえ個別に協議させていただき，実証期間終了後は，再協議させていただきます。

６　送電容量制約による発電設備等の出力の抑制

逆潮流のある発電設備等には，当社の求めに応じて，当社からの遠隔制御により，送電容量制約による出力の抑制ができる機能を有する装置やその他必要な装置を設置する等の対策を実施していただきます。

７　不要解列の防止

(1)　保 護 協 調

発電設備等の故障または系統の事故時に，事故の除去，事故範囲の局限化等を行なうために次の考え方にもとづいて，保護協調を図ることを目的に適正な保護装置を設置していただきます。なお，構内設備の故障に対しては，Ⅴ（負荷設備の系統連系技術要件［高圧連系］）２に準じた対策を実施していただきます。

イ　発電設備等の異常および故障に対しては，確実に検出・除去し，連系する系統に事故を波及させないために，発電設備等を即時に解列すること。

ロ　連系する系統の事故に対しては，迅速かつ確実に，発電設備等が解列す

ること。

ハ　上位系統事故時等，連系する系統の電源が喪失した場合にも発電設備等が高速に解列し，需要場所を含むいかなる部分系統においても単独運転が生じないこと。

ニ　事故時の再閉路時に，発電設備等が連系する系統から確実に解列されていること。

ホ　連系する系統以外の事故時には，発電設備等は解列しないこと。

(2)　事故時運転継続

系統事故による広範囲の瞬時電圧低下や周波数変動等により，発電設備等の一斉解列や出力低下継続等が発生し，系統全体の電圧・周波数維持に大きな影響を与えることを防止するため，発電設備等の種別ごとに定められるＦＲＴ要件を満たしていただきます。なお，満たすべきＦＲＴ要件は次のとおりです。

<table>
<tr><th colspan="2" rowspan="3">発電設備等</th><th colspan="3">電圧低下</th><th rowspan="2">周波数変動
（運転継続）</th></tr>
<tr><th colspan="2">三相短絡を想定</th><th>二相短絡を想定</th></tr>
<tr><th>残電圧20パーセント以上
（運転継続）</th><th>残電圧20パーセント未満
（運転継続またはゲートブロック）</th><th>残電圧52パーセント以上・位相変化41度以下
（運転継続）</th><th>60ヘルツ系統</th></tr>
<tr><td rowspan="5">単相</td><td>太陽光</td><td rowspan="5">低圧単相に準ずる</td><td rowspan="5">低圧単相に準ずる</td><td rowspan="5">低圧単相に準ずる</td><td rowspan="5">低圧単相に準ずる</td></tr>
<tr><td>風力</td></tr>
<tr><td>蓄電池</td></tr>
<tr><td>燃料電池</td></tr>
<tr><td>ガスエンジン</td></tr>
<tr><td rowspan="3">三相</td><td>太陽光</td><td>・電圧低下継続時間0.3秒以下
・電圧復帰後0.1秒以内に電圧低下前の出力の80パーセント以上の出力まで復帰</td><td>・電圧低下継続時間0.3秒以下
・電圧復帰後0.2秒以内に電圧低下前の出力の80パーセント以上の出力まで復帰</td><td>・電圧低下継続時間0.3秒以下
・電圧復帰後0.1秒以内に電圧低下前の出力の80パーセント以上の出力まで復帰</td><td>・ステップ状に+1.0ヘルツ，３サイクル間継続
・ランプ状の±２ヘルツ/秒
（周波数上限）
61.8ヘルツ
（周波数下限）
57.0ヘルツ</td></tr>
<tr><td>風力</td><td colspan="3">残電圧0パーセント・継続時間0.15秒と残電圧90パーセント・継続時間1.5秒を結ぶ直線以上の残電圧がある電圧低下に対しては運転を継続し，電圧復帰後1.0秒以内に電圧低下前の出力の80パーセント以上の出力まで復帰</td><td>・ステップ状に+1.0ヘルツ，３サイクル間継続
・ランプ状の±２ヘルツ/秒
（周波数上限）
61.8ヘルツ
（周波数下限）
57.0ヘルツ</td></tr>
<tr><td>蓄電池</td><td>・電圧低下継続時間0.3秒以下
・電圧復帰後0.1秒以内に電圧低</td><td>・電圧低下継続時間0.3秒以下
・電圧復帰後1.0秒以内に電圧低下</td><td>・電圧低下継続時間0.3秒以下
・電圧復帰後0.1秒以内に電圧</td><td>・ステップ状に+1.0ヘルツ，３サイクル間継続</td></tr>
</table>

		下前の出力の80パーセント以上の出力まで復帰（RPRが設置される場合は出力電力特性とRPRの協調を図るため,0.4秒以内の復帰としてもよい。）	前の出力の80パーセント以上の出力まで復帰	低下前の出力の80パーセント以上の出力まで復帰（RPRが設置される場合は出力電力特性とRPRの協調を図るため,0.4秒以内の復帰としてもよい。）	・ランプ状の±2ヘルツ/秒 （周波数上限） 61.8ヘルツ （周波数下限） 57.0ヘルツ
	燃料電池※	・電圧低下継続時間0.3秒以下 ・電圧復帰後1.0秒以内に電圧低下前の出力の80パーセント以上の出力まで復帰	・電圧低下継続時間0.3秒以下 ・電圧復帰後1.0秒以内に電圧低下前の出力の80パーセント以上の出力まで復帰	・電圧低下継続時間0.3秒以下 ・電圧復帰後1.0秒以内に電圧低下前の出力の80パーセント以上の出力まで復帰	・ステップ状に+1.0ヘルツ，3サイクル間継続 ・ランプ状の±2ヘルツ/秒 （周波数上限） 61.8ヘルツ （周波数下限） 57.0ヘルツ
	ガスエンジン（単機出力35キロワット以下）	・電圧低下継続時間0.3秒以下 ・電圧復帰後1.0秒以内に電圧低下前の出力の80パーセント以上の出力まで復帰	・電圧低下継続時間0.3秒以下 ・電圧復帰後1.0秒以内に電圧低下前の出力の80パーセント以上の出力まで復帰	・電圧低下継続時間0.3秒以下 ・電圧復帰後1.0秒以内に電圧低下前の出力の80パーセント以上の出力まで復帰	・ステップ状に+1.0ヘルツ，3サイクル間継続 ・ランプ状の±2ヘルツ/秒 （周波数上限） 61.8ヘルツ （周波数下限） 57.0ヘルツ

※　燃料電池にマイクロガスタービンを組み合わせた発電設備は除きます。

ＦＲＴ要件のイメージ（太陽光発電設備を例に記載）

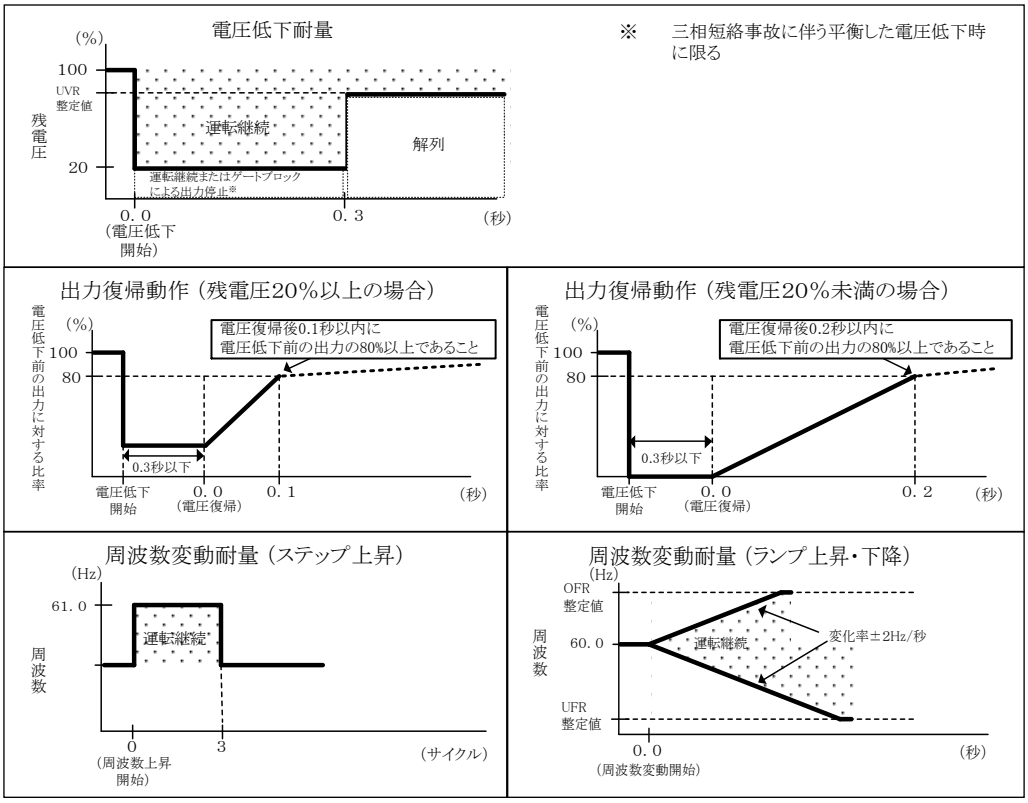

8　保護装置の設置

(1)　発電設備等故障対策

発電設備等故障時の系統保護のため，次に示す保護継電器を設置していただきます。ただし，発電設備等自体の保護装置により，検出できる場合は省略できることといたします。

イ　発電設備等の発電電圧が異常に上昇した場合に，これを検出し時限をもって解列するための過電圧継電器を設置すること。

ロ　発電設備等の発電電圧が異常に低下した場合に，これを検出し時限をもって解列するための不足電圧継電器を設置すること。

(2)　系統側短絡事故対策

連系する系統における短絡事故時の保護のため，次に示す保護継電器を設置していただきます。

イ　同期発電機の場合は，連系する系統における短絡事故を検出し，発電設備を解列するための短絡方向継電器を設置すること。

ロ　誘導発電機，二次励磁発電機および逆変換装置を用いた発電設備等の場合は，連系する系統の短絡事故時に発電設備等の電圧低下を検出し，発電設備等を解列するための不足電圧継電器を設置すること。

(3)　系統側地絡事故対策

連系する系統における地絡事故時の保護のため，地絡過電圧継電器を設置していただきます。ただし，次のいずれかを満たす場合は，地絡過電圧継電器を省略できるものといたします。

イ　発電設備等の引出口にある地絡過電圧継電器により系統側地絡事故が検出できる場合

ロ　逆変換装置を用いた発電設備等が構内低圧線に連系する場合であって，その出力容量が受電電力の容量に比べて極めて小さい場合

ハ　逆変換装置を用いた発電設備等が構内低圧線に連系する場合であって，その出力容量が 10 キロワット以下の場合

(4)　逆潮流がある場合の単独運転防止対策

逆潮流がある場合，単独運転防止のため，発電設備等故障対策用の過電圧継電器および不足電圧継電器に加えて，周波数上昇継電器および周波数低下継電器を設置するとともに，転送しゃ断装置または次のすべての条件を満たす単独運転検出機能（能動的方式１方式以上を含みます。）を有する装置を設置していただきます。ただし，専用線の場合は，周波数上昇継電器を省略できるものといたします。

イ　連系する系統のインピーダンスや負荷状況等を考慮し，確実に単独運転を検出できること。

ロ　頻繁な不要解列を生じさせないこと。

ハ　能動信号は，系統への影響が実態上問題とならないこと。

単独運転検出機能の整定値例は系統連系規程によるものとします。

(5)　逆潮流がない場合の単独運転防止対策

逆潮流がない場合，単独運転防止のため，逆電力継電器および周波数低下継電器を設置していただきます。ただし，専用線の場合であって，逆電力継電器または不足電力継電器にて単独運転を高速に検出できる場合は，周波数低下継電器を省略できるものといたします。

なお，構内低圧線に連系する発電設備等において，その出力容量が受電電力の容量に比べて極めて小さく，単独運転検出機能（受動的方式および能動的方式それぞれ１方式以上を含みます。）を有する装置により高速に単独運転を検出し，発電設備等が停止，または解列する場合は，逆電力継電器を省略できるものといたします。

単独運転検出機能の整定値例は系統連系規程によるものとします。

９　保護装置の設置場所

保護継電器は，受電地点または故障の検出が可能な場所に設置していただきます。

10　解 列 箇 所

保護装置が動作した場合の解列箇所は，原則として，系統から発電設備等を解列することができる次のいずれかの箇所としていただきます。なお，当社から解列箇所を指定させていただく場合があります。

(1)　受電用しゃ断器
(2)　発電設備等出力端しゃ断器またはこれと同等の機能を有する装置
(3)　発電設備等連絡用しゃ断器
(4)　母線連絡用しゃ断器

また，解列にあたっては，発電設備等を電路から機械的に切り離すことができ，かつ，電気的にも完全な絶縁状態を保持しなければならないため，原則として，半導体のみで構成された電子スイッチをしゃ断装置として適用することはできません。

11　保護継電器の設置相数

保護継電器の設置相数は次のとおりとしていただきます。

(1)　地絡過電圧継電器は零相回路に設置すること。
(2)　過電圧継電器，周波数低下継電器，周波数上昇継電器および逆電力継電器は，１相設置とすること。
(3)　短絡方向継電器は，３相設置とすること。ただし，連系する系統と協調を図ることができる２相設置とすることができる。
(4)　不足電圧継電器は，３相設置とすること。ただし，短絡方向継電器と協調を図ることができる場合は，１相設置とすることができる。
(5)　不足電力継電器は，２相設置とすること。

12　自動負荷制限

発電設備等の脱落時等に連系する配電線や配電用変圧器等が過負荷になるおそれがある場合は，自動的に負荷を制限する対策を行なっていただきます。

13　線路無電圧確認装置の設置

発電設備等を連系する系統の再閉路時の事故防止のため，当該系統の配電用変電所の配電線引出口に線路無電圧確認装置を設置いたします。ただし，次のいずれかを満たす場合は，線路無電圧確認装置を省略できるものといたします。

(1)　専用線による連系であって，連系する系統の自動再閉路を必要としない場合

(2)　転送しゃ断装置および単独運転検出機能（能動的方式に限ります。）を有する装置を設置し，かつ，それぞれが別のしゃ断器により連系をしゃ断できる場合

(3)　２方式以上の単独運転検出機能（能動的方式１方式以上を含むものに限ります。）を有する装置を設置し，かつ，それぞれが別のしゃ断器により連系をしゃ断できる場合

(4)　単独運転検出機能（能動的方式に限ります。）を有する装置および整定値が発電設備等の運転中における配電線の最低負荷より小さい逆電力継電器を設置し，かつ，それぞれが別のしゃ断器により連系をしゃ断できる場合

(5)　逆潮流がない場合であり，かつ，系統との連系に係る保護継電器，計器用変流器，計器用変圧器，しゃ断器および制御用電源配線が２系列化されており，これらが互いにバックアップ可能となっている場合。ただし，２系列目の上記装置については，次のうちいずれか１方式以上を用いて簡素化を図ることができる。

イ　保護継電器の２系列目は，不足電力継電器のみとすることができる。

ロ　計器用変流器は，不足電力継電器を計器用変流器の末端に配置した場合，１系列目と２系列目を兼用できる。

ハ　計器用変圧器は，不足電圧継電器を計器用変圧器の末端に配置した場合，１系列目と２系列目を兼用できる。

14　発電機運転制御装置の付加

火力発電設備およびコージェネレーション（ガスタービン・ガスエンジンを採用したコージェネレーションを除きます。）は，周波数 58.8 ヘルツまでは発電機出力を低下しない，周波数 58.8 ヘルツ以下については，1.2 ヘルツ低下するごとに５パーセント以内の出力低下に抑える，または，一度出力低下しても回復する機能もしくは装置を具備していただきます。

なお，周波数変動に鋭敏な負荷設備や，構内設備（発電用所内電源を除きます。）への電源供給維持のため，自立運転に移行する必要がある自家用発電設備等については，対策内容を協議させていただきます。

15 接 地 方 式

接地方式は，連系する系統に適合した方式としていただきます。

16 直流流出防止変圧器の設置

逆変換装置を用いて発電設備等を連系する場合は，逆変換装置から直流が系統へ流出することを防止するために，受電地点と逆変換装置との間に変圧器（単巻変圧器を除きます。）を設置していただきます。

ただし，次のすべての条件に適合する場合は，変圧器の設置を省略することができます。

(1) 逆変換装置の交流出力側で直流を検出し，交流出力を停止する機能を有すること。

(2) 逆変換装置の直流回路が非接地であること，または逆変換装置に高周波変圧器を用いていること。

なお，設置する変圧器は，直流流出防止専用である必要はありません。

17 電 圧 変 動

(1) 常時電圧変動対策

連系する系統における低圧の需要場所の電圧を適正値（標準電圧 100 ボルトに対しては 101±6 ボルト，標準電圧 200 ボルトに対しては 202±20 ボルト）以内に維持する必要があるため，発電設備等の解列による電圧低下や逆潮流による系統の電圧上昇等により適正値を逸脱するおそれがあるときは，次に示す電圧変動対策を行なっていただきます。なお，これにより対応できない場合には，配電線新設による負荷分割等の配電線増強や専用線による連系を行なう等の対策を行ないます。

イ 発電設備等の脱落等により低圧の需要場所の電圧が適正値を逸脱するおそれがあるときには，発電設備等の設置者において自動的に負荷を制限する，または，適正な電圧が維持できる範囲まで自動的に負荷を制限する自動負荷遮断装置を設置すること。

ロ 発電設備等の逆潮流により低圧の需要場所の電圧が適正値を逸脱するおそれがあるときには，発電設備等の設置者において自動的に電圧を調整すること。

また，受電点および発電端の力率は，協議により定めます。ただし，高圧配電線等の系統状況により個別に力率値を指定する場合には，力率値を変更していただきます。

この自動電圧調整の手段としては，逆潮流電力の大きさや発電設備等の形式により，以下の４方式等から選択していただきます。

(ｲ) 発電設備等を一定の遅相で運転して，一定値以上の逆潮流が発生するときに力率改善用コンデンサ（一般には開放）で受電点の力率を所定力率に調整すること。

(ﾛ)　発電設備等を一定の進相で運転して，一定値以上の逆潮流が発生するときに力率改善用コンデンサで受電点の力率を所定力率に調整すること。

(ﾊ)　一定値以上の逆潮流が発生するときに，力率改善用コンデンサを一定値まで減じ，かつ発電設備等の無効電力出力を制御して受電点の力率を所定力率に調整すること。ただし，発電設備等の無効電力出力が限界値となる場合には，有効電力を減ずることで電圧上昇の抑制をするとともに受電点の力率を所定力率に調整すること。

(ﾆ)　パワーコンディショナーの力率一定制御（80 パーセント～100 パーセント〔１パーセント刻み〕）（進相または遅相運転）またはＳＶＣの制御等により，受電点の力率を所定力率に調整すること。

(2)　瞬時電圧変動対策

発電設備等の並解列時の瞬時電圧変動は常時電圧の 10 パーセント以内とし，次に示す対策を行なっていただきます。

イ　同期発電機の場合は，制動巻線付きのもの（制動巻線を有しているものと同等以上の乱調防止効果を有する制動巻線付きでない同期発電機を含みます。）とするとともに自動同期検定装置を設置すること。

ロ　二次励磁制御巻線形誘導発電機の場合は，自動同期検定機能を有するものを用いること。

ハ　誘導発電機の場合で，並列時の瞬時電圧低下により系統の電圧が常時電圧から 10 パーセントをこえて逸脱するおそれがあるときは，発電設備等の設置者において限流リアクトル等を設置すること。なお，これにより対応できない場合には，同期発電機を用いる等の対策を行なうこと。

ニ　自励式の逆変換装置を用いた発電設備等の場合は，自動的に同期する機能を有するものを用いること。

ホ　他励式の逆変換装置を用いた発電設備等の場合で，並列時の瞬時電圧低下により系統の電圧が常時電圧から 10 パーセントをこえて逸脱するおそれがあるときは，発電設備等の設置者において限流リアクトル等を設置すること。

ヘ　発電設備等の出力変動や頻繁な並解列が問題となる場合は，出力変動の抑制や並解列の頻度を低減する対策を行なうこと。

ト　連系用変圧器加圧時の励磁突入電流による瞬時電圧低下により，系統の電圧が常時電圧から 10 パーセントをこえて逸脱するおそれがあるときは，発電設備等の設置者においてその抑制対策を実施すること。

(3)　電圧フリッカ対策

発電設備等を設置する場合は，発電設備等の頻繁な並解列や出力変動，単独運転検出機能（能動的方式）による電圧フリッカにより適正値を逸脱するおそれがあるときは，次に示す電圧フリッカ対策等を行なっていただきます。

イ　風力発電設備等の頻繁な並解列により電圧フリッカが適正値を逸脱するおそれがあるときには，ＳＶＣの設置やサイリスタ等によるソフトスタート機能を有する装置を設置すること，もしくは，配電線の太線化等による系統イ

ンピーダンスの低減等の対策を行なう。なお，これにより対応できない場合には，配電線の増強等を行なうか，専用線による連系とする。

ロ　風力発電設備等の出力変動により電圧フリッカが適正値を逸脱するおそれがあるときには，ＳＶＣ等を設置すること，もしくは，配電線の太線化等による系統インピーダンスの低減等の対策を行なう。なお，これにより対応できない場合には，配電線の増強等を行なうか，専用線による連系とする。

ハ　単独運転検出機能（能動的方式）による電圧フリッカにより適正値を逸脱するおそれがあるときは，系統や当該発電設備等設置者以外の者への悪影響がない範囲の能動信号の変動量や正帰還ゲインの大きさとすること。また，連系当初は許容できる範囲の能動信号であっても，将来の系統状況の変化や発電設備等の連系量増加等によって，配電線に注入する無効電力の注入量が過剰となり，連系当初は発振しない発電設備等も含め無効電力が発振し電圧フリッカが発生することがあるため，能動信号の変動量や正帰還ゲインの大きさを変更できる機構としておくこと。

また，単独運転検出機能（能動的方式）による電圧フリッカにより，系統運用に支障が発生した場合，または発生するおそれがある場合には，発電設備等の設置者は当社と協議のうえ，単独運転検出に影響のない範囲で，能動信号の変動量や正帰還ゲインの大きさの変更等により，配電線に注入する無効電力の注入量を低減する等の対策を講じること。なお，ソフトウェア改修不可等で対応できない場合については，機器取替や対応時期等を含めて個別協議とする。

［対策要否の判定基準例］

受電点における電圧フリッカレベル（ΔＶ10）を 0.45 ボルト以下（当該設備のみの場合は，0.23 ボルト以下）に維持する。

18　短 絡 容 量

発電設備等の連系により系統の短絡容量が他者のしゃ断器のしゃ断容量等を上回るおそれがある場合は，発電設備等の設置者において短絡電流を制限する装置（限流リアクトル等）を設置していただきます。

19　発電機定数・諸元

発電機並列時の短絡電流抑制対策等の面から，発電機定数を当社から指定させていただく場合があります。

また，当社の求めに応じて，次の諸元を提出していただきます。（第３者認証機関発行の認証証明書による提供可）

なお，必要に応じて，記載されていない諸元や最新の諸元等を提供していただく場合があります。

電　源　種	設　　備	諸　　元
共　　通	発電プラント	定格（定格容量，定格出力，台数，定格電圧）
		最低出力
		所内負荷（定格，最低）
		力率（定格，運転可能範囲）
		運転可能周波数の範囲
		単線結線図，系統並解列箇所
	構 内 設 備	自家消費電力の最大値，最小値
		総合負荷力率
		高調波発生機器と高調波対策資料
		電圧フリッカの発生源と対策設備資料
	受電用変圧器，連系用変圧器	定格（定格容量，定格電圧）
		インピーダンス（変圧器定格容量ベース）
		制御方式，整定値
	調 相 設 備	定格（容量，台数）
	し ゃ 断 器	定格（しゃ断電流，しゃ断時間）
		自動同期検定装置の有無
	保 護 装 置	設置要素
		設置場所
		設置相数
		解列箇所
		整定範囲
		整定値
		CT比，VT比
		シーケンスブロック
誘　導　機	発電プラント	拘束リアクタンス
		限流リアクトル容量
同　期　機	発電プラント	各種内部リアクタンス
		各種短絡時定数・開路時定数
		慣性定数（発電機＋タービン）
		制動巻線の有無
	制 御 装 置	ガバナ系ブロック（調定率，GF幅，CV，ICVモデルを含む）
		励磁系ブロック（AVR，PSS，PSVR）
		FRT要件の適用有無
逆変換装置	発電プラント制御装置	メーカ，型式
		単独運転検出方式，整定値
		逆変換装置の容量
		通電電流制限値
		FRT要件の適用有無
風　　力	発電プラント制御装置	発電機の出力特性
		出力変動対策の方法
		蓄電池，ウィンドファームコントローラの有無
蓄　電　池	発電プラント	蓄電容量
二次励磁機	発電プラント	拘束リアクタンス

20　昇圧用変圧器

短絡電流抑制対策や発電機並列時の電圧低下対策等の面から，昇圧用変圧器のインピーダンス等を当社から指定させていただく場合があります。

また，電圧タップ値等を指定させていただく場合があります。

21　連 絡 体 制

発電設備等の設置者の構内事故および系統側の事故等により，連系用しゃ断器が動作した場合等（サイバー攻撃により設備異常が発生し，または発生するおそ

れがある場合を含みます。）には，当社と発電設備等の設置者との間で迅速かつ的確な情報連絡を行ない，すみやかに必要な措置を講ずる必要があります。このため，発電設備等の設置者の技術員駐在箇所等と当社との間には，保安通信用電話設備を設置していただきます。

ただし，保安通信用電話設備は次のうちいずれかを用いることができます。

(1) 専用保安通信用電話設備

(2) 電気通信事業者の専用回線電話

(3) 次の条件をすべて満たす場合においては，一般加入電話または携帯電話

イ 発電設備等の設置者側の交換機を介さず直接技術員との通話が可能な方式（交換機を介する代表番号方式ではなく，直接技術員駐在箇所へつながる単番方式）とし，発電設備等の保守監視場所に常時設置されていること。

ロ 話中の場合に割り込みが可能な方式（キャッチホン等）であること。

ハ 停電時においても通話可能なものであること。

ニ 災害時等において当社と連絡が取れない場合には，当社との連絡が取れるまでの間，発電設備等の解列または運転を停止すること。また，保安規程上明記されていること。

22 バンク逆潮流の制限

配電用変電所のバンクにおいて逆潮流が発生すると，電力品質面および保護協調面で問題が生ずるおそれがあることから，原則として逆潮流が生じないよう発電設備等の設置者で発電または放電出力を抑制していただきます。ただし，配電用変電所に保護装置等を設置することにより，電力品質面および保護協調面で問題が生じないよう対策を行なう場合はこの限りではありません。

23 サイバーセキュリティ対策

事業用電気工作物（発電事業の用に供するものに限ります。）は，電気事業法にもとづき，「電力制御システムセキュリティガイドライン」に準拠した対策を講じていただきます。

自家用電気工作物（発電事業の用に供するものおよび小規模事業用電気工作物を除きます。）に係る遠隔監視システムおよび制御システムは，「自家用電気工作物に係るサイバーセキュリティの確保に関するガイドライン」に準拠した対策を講じていただきます。

上記以外の発電設備等については，サイバー攻撃による発電設備等の異常動作を防止し，または発電設備等がサイバー攻撃を受けた場合にすみやかな異常の除去，影響範囲の局限化等を行なうために次のとおり，適切なサイバーセキュリティ対策を講じていただきます。

(1) 外部ネットワークや他ネットワークを通じた発電設備等の制御に係るシステムへの影響を最小化するための対策を講じること。

(2) 発電設備等の制御に係るシステムには，マルウェアの侵入防止対策を講じること。

(3) 発電設備等に関し，セキュリティ管理責任者を設置すること。

Ⅴ　負荷設備の系統連系技術要件（高圧連系）

１　電 気 方 式

受電設備の電気方式（交流３相３線式）は，連系する系統の電気方式と同一としていただきます。

２　保 護 協 調

受電設備の異常および故障に対しては，その影響を連系された系統へ波及させないために故障箇所を当該系統から解列していただきます。

３　保護装置の設置

保護装置を以下により設置していただきます。

(1)　構内保護装置

構内設備の短絡故障保護のため，過電流継電器または限流ヒューズを設置していただきます。また，構内設備の地絡故障保護のため，地絡過電流継電器を設置していただきます。

(2)　充電電流補償

構内ケーブル等の充電電流により保護装置の検出感度上問題がある場合には，中性点接地装置（リアクトル）を設置していただくことがあります。

４　保護装置の設置場所

保護継電器は，供給地点または故障の検出が可能な場所に設置していただきます。

５　解 列 箇 所

解列箇所は，系統から受電設備を解列できる受電用しゃ断器としていただきます。

６　保護継電器の設置相数

保護継電器の設置相数は，次によっていただきます。

(1)　地絡過電流継電器は，零相回路設置とします。

(2)　過電流継電器および限流ヒューズは，３相設置とします。ただし，連系された系統と協調がとれる場合は２相でも可能とします。

７　高　調　波

高調波発生機器を用いた電気設備を使用することにより，当社系統に高調波電流を流出する場合は，その高調波電流を抑制するため，次の要件にしたがっていただきます。

(1)　対象となる需要者

イ　対象となる需要者は，次に該当する需要者といたします。

6.6 キロボルトの系統から受電する需要者であって，その施設する高調波発生機器の種類ごとの高調波発生率を考慮した容量（以下「等価容量」といいます。）の合計が 50 キロボルトアンペアをこえる需要者

ロ　イの等価容量を算出する場合に対象とする高調波発生機器は，300 ボルト以下の商用電源系統に接続して使用する定格電流 20 アンペア／相以下の電気・電子機器以外の機器といたします。

ハ　イに該当する需要者が，ロに該当する高調波発生機器を新設，増設または更新する場合等に適用いたします。

なお，ロに該当する高調波発生機器を新設，増設または更新する等によってイに該当する需要者になる場合においても適用いたします。

(2)　高調波流出電流の算出

(1)イに該当する需要者から系統に流出する高調波流出電流の算出は次によるものといたします。

イ　高調波流出電流は，高調波発生機器ごとの定格運転状態において発生する高調波電流を合計し，これに高調波発生機器の最大の稼働率を乗じたものといたします。

ロ　高調波流出電流は，高調波の次数ごとに合計するものといたします。

ハ　対象とする高調波の次数は 40 次以下といたします。

ニ　(1)イに該当する需要者の構内に高調波流出電流を低減する設備がある場合は，その低減効果を考慮することができるものといたします。

(3)　高調波流出電流の上限値

(1)イに該当する需要者から系統に流出する高調波流出電流の許容される上限値は，高調波の次数ごとに，次表に示す需要者の契約電力１キロワット当たりの高調波流出電流の上限値に当該需要者の契約電力（キロワット単位といたします。）を乗じた値といたします。

（単位：ミリアンペア/キロワット）

受電電圧	5次	7次	11次	13次	17次	19次	23次	23次超過
6キロボルト	3.50	2.50	1.60	1.30	1.00	0.90	0.76	0.70

(4)　高調波流出電流の抑制対策の実施

(1)イに該当する需要者は，(2)の高調波流出電流が，(3)の高調波流出電流の上限値をこえる場合には，高調波流出電流を高調波流出電流の上限値以下となるよう必要な対策を講じていただきます。

８　電　圧　変　動

(1)　電圧変動対策

受電用変圧器加圧時の励磁突入電流による瞬時電圧低下により，系統の電圧が常時電圧から 10 パーセントをこえて逸脱するおそれがあるときは，その抑制対策を実施していただきます。

(2)　電圧フリッカ対策

負荷設備の新設，増設または設備更新時にアーク炉等を含み，電圧フリッカが発生するおそれのある場合は，必要な対策を行なっていただきます。

９　連　絡　体　制

当社との間には，電力保安通信用電話設備（専用保安通信用電話設備または電気通信事業者の専用回線電話）を設置する必要があります。ただし，次の条件をすべて満たす限りにおいて，一般加入電話または携帯電話等を用いることができるものとします。

(1)　需要者の交換機を介さず直接技術員との通話が可能な方式（交換機を介する代表番号方式ではなく，直接技術員駐在箇所へつながる単番方式）とし，負荷設備の保守監視場所に常時設置されているものとすること。

(2)　話中の場合に割り込み可能な方式（キャッチホン等）とすること。

(3)　停電時においても通話可能なものであること。

10　サイバーセキュリティ対策

自家用電気工作物（発電事業の用に供するものを除きます。）に係る遠隔監視システムおよび制御システムは，「自家用電気工作物に係るサイバーセキュリティの確保に関するガイドライン」に準拠した対策を講じていただきます。

Ⅵ　発電設備等の系統連系技術要件（特別高圧連系）

１　電 気 方 式

発電設備等の電気方式は，最大使用電力に比べ発電設備等の容量が非常に小さく，相間の不平衡による影響が実態上問題とならない場合を除き，連系する系統の電気方式（交流３相３線式）と同一としていただきます。

２　運転可能周波数・並列時許容周波数

(1)　運転可能周波数

発電設備等の連続運転可能周波数および運転可能周波数は，次のとおりとしていただきます。

イ　連続運転可能周波数：58.2 ヘルツをこえ 61.0 ヘルツ以下

ロ　運転可能周波数：57.0 ヘルツ以上 61.8 ヘルツ以下

周波数低下時の運転継続時間は，58.2 ヘルツでは 10 分程度以上，57.6 ヘルツでは１分程度以上としていただきます。

周波数低下継電器の整定値は，原則として，検出レベルを 57.0 ヘルツ，検出時限を自動再閉路時間と協調が取れる範囲の最大値としていただきます。（協調が取れる範囲の最大値：２秒以上）

(2)　並列時許容周波数

系統周波数を適正値に維持する必要があるため，並列時の周波数は並列時許容周波数以内としていただきます。なお，並列時許容周波数は，標準周波数＋0.1 ヘルツ以下（設定可能範囲：標準周波数＋0.1～＋1.0 ヘルツ）とします。ただし，系統固有の事由等により個別に協議させていただく場合があります。

３　力　　率

発電設備等の設置者の受電地点における力率は，連系する系統の電圧を適切に維持できるように定めるものとし，必要な場合は当社からの求めに応じて，力率を変更できるものとしていただきます。発電設備等の安定に運転できる範囲は，原則として発電設備等側からみて遅れ力率 90 パーセント～進み力率 95 パーセントとしていただきます。

逆潮流がない場合，および逆潮流がある場合であって 22 キロボルト特別高圧電線路に連系する場合には，原則として受電地点における力率を系統側からみて遅れ 85 パーセント以上とするとともに，系統側からみて進み力率にならないようにしていただきます。

４　高　調　波

逆変換装置（二次励磁発電機の系統側変換装置を含みます。）を用いた発電設備等を設置する場合は，逆変換装置本体（フィルターを含みます。）の高調波流

出電流を総合電流歪み率５パーセント，各次電流歪み率３パーセント以下としていただきます。また，その他の高調波発生機器を用いた電気設備を設置する場合には，Ⅶ（負荷設備の系統連系技術要件［特別高圧連系］）８に準じた対策を実施していただきます。

５　需給バランス制約による発電設備等の出力の抑制

逆潮流のある発電設備等のうち，太陽光発電設備および風力発電設備ならびに蓄電池には，当社の求めに応じて，当社からの遠隔制御により０パーセントから 100 パーセントの範囲（１パーセント刻み）で出力（自家消費分を除くことも可）の抑制ができる機能を有する逆変換装置やその他必要な設備を設置する等の対策を実施していただきます。なお，ウィンドファームとしての運用がない風力発電所やウィンドファームコントローラがない風力発電所については，技術的制約を踏まえ個別に協議させていただきます。

逆潮流のある火力発電設備およびバイオマス発電設備（ただし，地域資源バイオマス発電設備であって，燃料貯蔵や技術に由来する制約等により出力の抑制が困難なものを除きます。）は，発電出力を技術的に合理的な範囲で最大限抑制し，その最低出力を発電端の定格出力に対して，火力発電設備（混焼バイオマス発電設備を含みます。）については多くとも 30 パーセント以下，バイオマス発電設備については多くとも 50 パーセント以下に抑制するために必要な機能を具備していただきます。なお，停止による対応も可能といたします。自家消費を主な目的とした発電設備等については，個別の事情を踏まえ対策の内容を協議させていただきます。実証設備の実証期間中の扱いについては，技術的制約を踏まえ個別に協議させていただき，実証期間終了後は，再協議させていただきます。

６　送電容量制約による発電設備等の出力の抑制

逆潮流のある発電設備等には，当社の求めに応じて，当社からの遠隔制御により，送電容量制約による出力の抑制ができる機能を有する装置やその他必要な装置を設置する等の対策を実施していただきます。

７　不要解列の防止

(1)　保 護 協 調

発電設備等の故障または系統の事故時に，事故の除去，事故範囲の局限化，系統運用の安定・公衆保安の確保等を行なうために，次の考え方にもとづき保護協調を図っていただきます。なお，構内設備の故障に対しては，Ⅶ（負荷設備の系統連系技術要件［特別高圧連系］）２に準じた対策を実施していただきます。

イ　発電設備等の異常および故障に対しては，この影響を連系する系統へ波及させないために，発電設備等を当該系統から解列すること。

ロ　連系する系統に事故が発生した場合は，原則として当該系統から発電設備等を解列すること。ただし，再閉路方式によっては，解列が不要な場合もある。

ハ　上位系統事故，連系する系統の事故等により当該系統電源が喪失した場合であって，単独運転が認められない場合には，発電設備等が解列し単独運転が生じないこと。

ニ　連系する系統における事故後再閉路時に，原則として発電設備等が当該系統から解列されていること。

ホ　連系する系統以外の事故時には，原則として発電設備等は解列しないこと。

ヘ　連系する系統から発電設備等が解列する場合には，逆電力継電器，不足電力継電器等による解列を，自動再閉路時間より短い時限かつ過渡的な電力変動による当該発電設備等の不要なしゃ断を回避できる時限で行なうこと。

(2)　事故時運転継続

系統事故による広範囲の瞬時電圧低下や周波数変動等により，発電設備等の一斉解列や出力低下継続等が発生し，系統全体の電圧・周波数維持に大きな影響を与えることを防止するため，発電設備等の種別ごとに定められるＦＲＴ要件を満たしていただきます。

なお，満たすべきＦＲＴ要件は次のとおりです。

発電設備等		電圧低下			周波数変動（運転継続）
		三相短絡を想定		二相短絡を想定	
		残電圧20パーセント以上（運転継続）	残電圧20パーセント未満（運転継続またはｹﾞｰﾄﾌﾞﾛｯｸ）	残電圧52パーセント以上・位相変化41度以下(運転継続)	60ヘルツ系統
単相	太陽光	低圧単相に準ずる	低圧単相に準ずる	低圧単相に準ずる	低圧単相に準ずる
	風力				
	蓄電池				
	燃料電池				
	ガスエンジン				
三相	太陽光	高圧三相に準ずる	高圧三相に準ずる	高圧三相に準ずる	高圧三相に準ずる
	風力				
	蓄電池				
	燃料電池				
	ガスエンジン				

(3)　電圧・周波数変動による不要解列の防止

作業停止や需要増加等に伴い，電圧・周波数変動が継続する状況においても，発電設備等の不要解列による系統電圧・周波数維持への影響を防止するため，以下の端子電圧および周波数変動範囲においては，発電設備等を連続運転し，発電設備等の保護装置等による解列を行なわないものとしていただきます。

また，これをこえる端子電圧および周波数変動においても，設備に支障がない範囲で運転を継続していただきます。

なお，電圧・周波数変動に鋭敏な負荷設備や，構内設備（発電用所内電源を

除きます。）への電源供給維持のため，自立運転に移行する必要がある自家用発電設備等については，対策内容を協議させていただきます。

同期発電機・誘導発電機

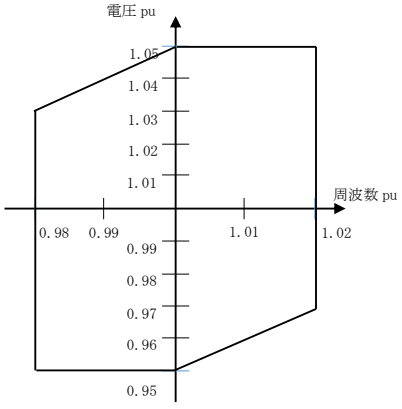

逆変換装置

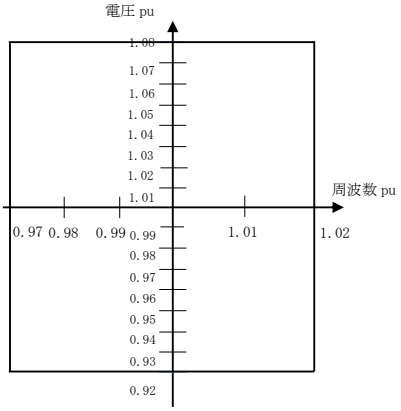

ただし，周波数変動範囲に対しては，「Ⅵ－２運転可能周波数・並列時許容周波数(1)運転可能周波数」に準じた対策を実施していただきます。

８　保護装置の設置

(1)　発電設備等故障対策

発電設備等故障時の系統保護のため過電圧継電器および不足電圧継電器を設置していただきます。ただし，発電設備等自体の保護装置により検出・保護できる場合は省略することができます。

(2)　系統側事故対策

イ　短 絡 保 護

系統の短絡事故時の保護のため，次の保護継電器を設置していただきます。

なお，必要に応じて連系する系統と同じ方式の保護継電器を設置していただきます。

(ｲ)　同期発電機を用いる場合

連系する系統の短絡事故を検出し，発電設備を解列することのできる短絡方向継電器を設置すること。当該継電器が有効に機能しない場合は，短絡方向距離継電装置または電流差動継電装置を設置すること。

(ﾛ)　誘導発電機，二次励磁発電機または逆変換装置を用いる場合

連系する系統の短絡事故時に，発電電圧の異常低下を検出し解列することのできる不足電圧継電器を設置すること。

なお，この不足電圧継電器は発電設備等事故対策用の不足電圧継電器と兼用することができる。

ロ　地 絡 保 護

系統の地絡事故時の保護のため，次の保護継電器を設置していただきます。

なお，必要に応じて連系する系統と同じ方式の保護継電器を設置していただ

きます。

中性点直接接地方式の系統に連系する場合は，電流差動継電装置を設置していただきます。中性点直接接地方式以外の系統に連系する場合は，地絡過電圧継電器を設置していただきます。当該継電器が有効に機能しない場合は，地絡方向継電器または電流差動継電装置を設置していただきます。ただし，次のいずれかを満たす場合は，地絡過電圧継電器を省略することができます。

(ｲ) 発電機引出口にある地絡過電圧継電器により連系する系統の地絡事故を検出できる場合

(ﾛ) 発電設備等の出力が構内の負荷より小さく周波数低下継電器により高速に単独運転を検出し解列することができる場合

(ﾊ) 逆電力継電器，不足電力継電器または受動的方式の単独運転防止機能を有する装置により高速に単独運転を検出し解列することができる場合

なお，連系当初は地絡過電圧継電器を省略可能な場合であっても，その後，構内の負荷状況の変更や電力系統の変更等によって，地絡過電圧継電器の省略要件を満たさなくなった場合は，発電設備等の設置者の責任において，地絡過電圧継電器を設置していただきます。

ハ 連系する系統と同一の保護方式が必要な場合の短絡・地絡保護

系統の短絡・地絡事故時の保護のため，110 キロボルト以下系統において２回線で連系する場合，および 187 キロボルト以上系統に連系する場合には，次のとおり連系する系統と同一の保護方式としていただきます。

連系電圧	110キロボルト以下 （抵抗接地）	187キロボルト以上 （直接接地）
回 線 数	２回線以上	１回線以上
短絡保護	［主 保 護］回線選択継電装置（注１） ［後備保護］短絡方向距離継電装置	［主 保 護］電流差動継電装置（注２） ［後備保護］短絡方向距離継電装置
地絡保護	［主 保 護］回線選択継電装置（注１） ［後備保護］地絡方向継電器	［主 保 護］電流差動継電装置（注２） ［後備保護］地絡方向距離継電装置
系 列 数	１系列	［主 保 護］２系列 ［後備保護］１系列

（注１） 安定度や事故検出上問題がある場合は，電流差動継電装置を設置していただくことがあります。

（注２） 当社が採用する継電器と同じ仕様で設置していただきます。

(3) 単独運転防止対策

イ 逆潮流がある場合

適正な電圧・周波数を逸脱した単独運転を防止するため，周波数上昇継電器および周波数低下継電器または転送しゃ断装置を設置していただきます。また，周波数上昇継電器および周波数低下継電器は，単独運転状態になった場合に系統電圧が定格電圧の 40 パーセント程度まで低下したとしても周波数を検出可能なものとしていただきます。ただし，上記特性を有しないときは，単独運転状態になった場合に系統等に影響を与えるまでに低

下した系統電圧を検出可能な不足電圧継電器と組み合わせて補完しながら使用していただきます。なお，必要により周波数上昇継電器および周波数低下継電器に加えて転送しゃ断装置を設置していただく場合があります。また，22 キロボルト系統に連系される場合には，単独運転防止のために，周波数上昇継電器および周波数低下継電器，ならびに転送しゃ断装置または単独運転検出装置を設置していただきます。

また，単独系統を復旧（本系統へ再並列）するにあたり，系統電源と当該発電設備等の周波数，電圧および位相差が合致しない場合には，当社からの指令を受け，当該発電設備等をすみやかに単独系統から解列していただきます。

ロ　逆潮流がない場合

単独運転防止のため，周波数上昇継電器および周波数低下継電器を設置していただきます。ただし，発電設備等の出力容量が系統の負荷と均衡する場合であって，周波数上昇継電器または周波数低下継電器により検出・保護できないおそれがあるときは，逆電力継電器を設置していただきます。また，22 キロボルト系統に連系される場合には，単独運転防止のために，逆電力継電器および周波数低下継電器を設置していただきます。

(4)　事故波及防止対策

発電機が脱調したときの事故波及を防止するため，脱調分離継電器を必要により設置していただく場合があります。

(5)　構内設備事故対策

構内設備事故対策としてⅦ（負荷設備の系統連系技術要件［特別高圧］）３に準じた対策を実施していただきます。

(6)　充電電流補償

構内ケーブル等の充電電流により保護装置の検出感度上問題がある場合には，中性点接地装置（リアクトル）を設置していただくことがあります。

(7)　事故除去時間

中性点直接接地系統においては，同期安定度確保，瞬時電圧低下の影響，電磁誘導障害対策面で高速な事故除去が求められるため，連系点および同一電圧階級設備のしゃ断器，保護継電器の動作時間を以下のとおりとしていただきます。

しゃ断器：２サイクル以内

保護継電器（短絡・地絡事故除去用）：２サイクル以内

なお，上記を基本とし，中性点直接接地系統以外を含め，系統固有の事由等により個別に協議させていただく場合があります。

９　再閉路方式

自動再閉路を実施している送電線へ連系する場合で，自動再閉路方式を採用する場合は，連系送電線の再閉路方式と協調を図っていただき，必要な設備を

設置していただきます。

当社の送電線で採用している標準の再閉路方式は，以下のとおりです。

(1)　110 キロボルト以下送電線：低速再閉路方式

(2)　187 キロボルト以上送電線：高速・中速再閉路方式

10　保護装置の設置場所

保護継電器は，受電地点または故障の検出が可能な場所に設置していただきます。

11　解 列 箇 所

保護装置が動作した場合の解列箇所は，原則として，系統から発電設備等を解列することができる次のいずれかの箇所としていただきます。なお，当社から解列箇所を指定させていただく場合があります。

(1)　受電用しゃ断器

(2)　発電設備等出力端しゃ断器

(3)　発電設備等連絡用しゃ断器

(4)　母線連絡用しゃ断器

また，解列にあたっては，発電設備等を電路から機械的に切り離すことができ，かつ，電気的にも完全な絶縁状態を保持しなければならないため，原則として，半導体のみで構成された電子スイッチをしゃ断装置として適用することはできません。

12　保護継電器の設置相数

保護継電器の設置相数は次のとおりとしていただきます。

(1)　地絡過電圧継電器，地絡方向継電器，地絡検出用電流差動継電装置および地絡検出用回線選択継電装置は零相回路に設置すること。

(2)　過電圧継電器，周波数低下継電器，周波数上昇継電器および逆電力継電器は１相設置とすること。

(3)　不足電力継電器は２相設置とすること。

(4)　短絡方向継電器，不足電圧継電器，短絡検出・地絡検出兼用電流差動継電装置，短絡検出用電流差動継電装置，短絡方向距離継電装置，短絡検出用回線選択継電装置および地絡方向距離継電装置は３相設置とすること。

13　自動負荷制限・発電抑制

(1)　発電設備等の脱落時等に主として連系する送電線および変圧器等が過負荷になるおそれがある場合は，自動的に負荷を制限する対策を行なっていただきます。また，系統事故等により他の送電線および変圧器等が過負荷になるおそれがある場合，または系統の安定度や周波数等が維持できないおそれがある場合には，自動で発電抑制または発電しゃ断もしくは発電増出力（揚水しゃ断およ

び蓄電池の充電停止を含みます。）を行なっていただくことがあります。

なお，この場合，発電場所に必要な装置を設置していただきます。

ただし，出力変動緩和対策として設置していただく蓄電池については，充電を停止することにより，出力変動緩和の機能を喪失することになるため，本要件の適用範囲外とさせていただきます。

(2) あらかじめ当社が指定した送電線１回線，変圧器１台その他の電力設備の単一故障の発生時に保護装置により行なわれるすみやかな発電抑制または発電しゃ断（以下「Ｎ－１電制」といいます。）を実施することで，運用容量を拡大することが効率的な設備形成に資すると当社が判断した場合，Ｎ－１電制を実施するために発電設備等に設置する制御装置（以下「Ｎ－１電制装置」といいます。）を設置することが適当であると判断した発電設備等を指定して，当該発電設備等を維持および運用する発電者または新規に送電系統への連系を行なう発電者に対して，Ｎ－１電制装置の設置を求めることがあります。この場合，正当な理由がない限り，発電場所へのＮ－１電制装置の設置およびその他Ｎ－１電制の実施に必要な対応をしていただきます。

14 線路無電圧確認装置の設置

発電設備等を連系する変電所の引出口に線路無電圧確認装置が設置されていない場合には，再閉路時の事故防止のために，発電設備等を連系する変電所の引出口に線路無電圧確認装置を設置いたします。ただし，次のいずれかを満たす場合は，線路無電圧確認装置を省略できるものといたします。

逆潮流がない場合であって，電力系統との連系に係る保護継電器，計器用変流器，計器用変圧器，しゃ断器および制御用電源配線が，相互予備となるように２系列化されているとき。ただし，次のいずれかにより簡素化を図ることができる。

(1) ２系列の保護継電器のうちの１系列は，不足電圧継電器のみとすることができる。

(2) 計器用変流器は，不足電力継電器を計器用変流器の末端に配置する場合，１系列目と２系列目を兼用できる。

(3) 計器用変圧器は，不足電圧継電器を計器用変圧器の末端に配置する場合，１系列目と２系列目を兼用できる。

15 発電機運転制御装置の付加

(1) 系統安定化，潮流制御のための機能

系統安定化，潮流制御等の理由により運転制御が必要な場合には，以下の機能を具備した運転制御装置を設置していただきます。なお，設置については個別に協議させていただきます。

イ ＰＳＳ（Power System Stabilizer）

ロ 超速応励磁自動電圧調整機能

(2)　周波数調整のための機能

火力発電設備，混焼バイオマス発電設備（地域資源バイオマス発電設備を除きます。）および揚水発電設備（発電方向）については，以下の周波数調整機能を具備していただきます。なお，その他の発電設備等については，個別に協議させていただきます。

イ　火力発電設備および混焼バイオマス発電設備（地域資源バイオマス発電設備を除きます。）

(ｲ)　ＧＦ（Governor Free：ガバナフリー）運転

タービンの調速機（ガバナ）を系統周波数の変動に応じて発電機出力を変化させるように運転（ＧＦ運転）する機能を具備すること。

(ﾛ)　ＬＦＣ（Load Frequency Control：負荷周波数制御）機能

当社からのＬＦＣ信号に追従し，発電機出力を変動させる機能を具備すること。

(ﾊ)　周波数変動補償機能

標準周波数±0.2 ヘルツをこえた場合，系統の周波数変動により，ガバナで調整した出力を発電所の自動出力制御装置が，出力指令値に引き戻すことがないように，ガバナによる出力変動相当を出力指令値に加算する機能を具備すること。

(ﾆ)　ＥＤＣ（Economic load Dispatching Control：経済負荷配分制御）機能

当社からの出力指令値に発電機出力を自動追従制御する機能を具備すること。

(ﾎ)　出力低下防止機能

火力発電設備およびコージェネレーション（ガスタービン・ガスエンジンを採用した 60 メガワット未満のコージェネレーションを除きます。）は，周波数 58.8 ヘルツまでは発電機出力を低下しない，周波数 58.8 ヘルツ以下については，1.2 ヘルツ低下するごとに５パーセント以内の出力低下に抑える，または，一度出力低下しても回復する機能もしくは装置を具備すること。

なお，周波数変動に鋭敏な負荷設備や，構内設備（発電用所内電源を除きます。）への電源供給維持のため，自立運転に移行する必要がある自家用発電設備等については，対策内容を協議させていただきます。

具体的な発電設備の性能は，次のとおりです。ただし，系統の電源構成の状況等，必要に応じて別途協議を行なうことがあります。

	発電機定格出力	100メガワット以上	
		GTおよびGTCC	その他の火力発電設備および混焼バイオマス発電設備（注６）
機能・仕様等	GF調定率	５パーセント以下	５パーセント以下
	GF幅（注１）	５パーセント以上 （定格出力基準）	３パーセント以上 （定格出力基準）
	GF制御応答性	２秒以内に出力変化開始，10秒以内にGF幅の出力変化完了（注７）	
	LFC幅	±５パーセント以上 （定格出力基準）	±５パーセント以上 （定格出力基準）
	LFC変化速度（注２）	５パーセント / 分以上 （定格出力基準）	１パーセント / 分以上 （定格出力基準）
	LFC制御応答性	20秒以内に出力変化開始（注７）	60秒以内に出力変化開始（注７）
	EDC変化速度（注２）	５パーセント / 分以上 （定格出力基準）	１パーセント / 分以上 （定格出力基準）
	EDC制御応答性	20秒以内に出力変化開始（注７）	60秒以内に出力変化開始（注７）
	EDC+LFC変化速度	10パーセント / 分以上 （定格出力基準）	１パーセント / 分以上 （定格出力基準）
	最低出力（注３，４） （定格出力基準）	30パーセント以下（注８） DSS機能具備（注５）	30パーセント以下（注８）

（注１）　ＧＴおよびＧＴＣＣについては負荷制限設定値までの上げ余裕値が定格出力５パーセント以上，その他の発電機については定格出力の３パーセント以上を確保。定格出力付近等の満たせない出力帯について別途協議。
（注２）　定格出力付近のオーバーシュート防止や低出力帯での安定運転により満たせない場合には別途協議。
（注３）　気化ガス（ＢＯＧ）処理等により最低出力を満たせない場合には別途協議。
（注４）　ＥＤＣ・ＬＦＣ指令で制御可能な最低出力。停止により対応をする発電設備の場合は，この限りではない。
（注５）　日間起動停止運転（ＤＳＳ）は，発電機解列～並列まで８時間以内で可能なこと。
（注６）　地域資源バイオマス発電設備を除く。
（注７）　記載の秒数は目安値とし，可能な限り早期に出力変化開始し，出力変化完了すること。
（注８）　［５．需給バランス制約による発電設備等の出力の抑制］による。

また，周波数調整機能に必要な受信信号（ＥＤＣ指令値，ＬＦＣ指令値，ＥＤＣ・ＬＦＣ運転指令，運転可能出力帯〔バンド〕指令）を受信する機能および，必要な送信信号（現在出力，ＥＤＣ・ＬＦＣ使用／除外，運転可能出力帯〔バンド〕状態）を送信する機能を具備していただきます。

ロ　揚水発電設備（発電方向）

(ｲ)　ＧＦ（Governor Free：ガバナフリー）運転

水車の調速機（ガバナ）を系統周波数の変動に応じて発電機出力を変化させるように運転（ＧＦ運転）する機能を具備すること。

(ﾛ)　ＬＦＣ（Load Frequency Control：負荷周波数制御）機能

当社からのＬＦＣ信号に追従し，発電機出力を変動させる機能を具備すること。

(ハ)　周波数変動補償機能

標準周波数±0.2 ヘルツをこえた場合，系統の周波数変動により，ガバナで調整した出力を発電所の自動出力制御装置が，出力指令値に引き戻すことがないように，ガバナによる出力変動相当を出力指令値に加算する機能を具備すること。ただし，同等の機能を有する場合は省略することができます。

(ニ)　ＥＤＣ（Economic load Dispatching Control：経済負荷配分制御）機能

当社からの出力指令値に発電機出力を自動追従制御する機能を具備すること。

具体的な発電設備の性能は，次のとおりです。ただし，系統の電源構成の状況等，必要に応じて別途協議を行なうことがあります。

機能・仕様等	発電機定格出力	10メガワット以上
	GF調定率	５パーセント以下
	GF幅	最低～定格出力
	GF制御応答性	２秒以内に出力変化開始，10秒以内に変化量を完了 （定格出力の５パーセント到達にて出力変化の完了とする）（注１，２）
	LFC幅	最低～定格出力（注１）
	LFC変化速度	10パーセント/分以上（定格出力基準）
	LFC制御応答性	10秒以内に出力変化開始（注２，３）
	EDC変化速度	10パーセント/分以上（定格出力基準）
	EDC制御応答性	10秒以内に出力変化開始（注２，３）
	EDC+LFC変化速度	10パーセント/分以上（定格出力基準）

（注１）　水路系の影響により制約が発生する場合は別途協議。
（注２）　記載の秒数は目安値とし，可能な限り早期に出力変化開始し，出力変化完了すること。
（注３）　慣性モーメントが大きい発電機は個別協議。

また，周波数調整機能に必要な受信信号（ＥＤＣ・ＬＦＣ指令値，ＥＤＣ・ＬＦＣ運転指令）を受信する機能および，必要な送信信号（現在出力，ＥＤＣ・ＬＦＣ使用/除外，周波数調整機能故障）を送信する機能を具備していただきます。

(3)　早期再並列のための機能

定格出力の合計が 400 メガワット以上の火力（ＧＴＣＣ）発電設備については，送電系統の停電解消後，早期に再並列するために必要な装置を設置，または機能を具備していただきます。

(4)　電圧調整のための機能

イ　187 キロボルト以上の系統に連系する発電設備等は，当社が指定する電圧，無効電力または力率に応じて運転可能な機能を具備し，有効電力に応

じて出力可能な範囲で無効電力を調整できるようにしていただきます。

ロ　受電電圧が 110 キロボルト以下の発電者の発電設備等でも，必要により，上記イと同じ機能を具備していただく場合があります。

16　中性点接地装置の付加と電磁誘導障害防止対策の実施

中性点の接地が必要な場合は，昇圧変圧器の中性点に接地装置を設置していただきます。また，中性点接地装置の設置により，当社の系統において電磁誘導障害防止対策および地中ケーブルの防護対策の強化等が必要となった場合には，適切な対策を講じていただきます。

(1)　110 キロボルト以下の系統に連系する場合は，必要に応じて昇圧用変圧器の中性点に中性点接地装置（抵抗接地方式）を設置すること。

(2)　187 キロボルト以上の系統に連系する場合は，昇圧用変圧器の中性点を直接接地すること。

17　直流流出防止変圧器の設置

逆変換装置を用いて発電設備等を連系する場合は，逆変換装置から直流が系統へ流出することを防止するために，受電地点と逆変換装置との間に変圧器（単巻変圧器を除きます。）を設置していただきます。

ただし，次のすべての条件に適合する場合は，変圧器の設置を省略することができます。

(1)　逆変換装置の交流出力側で直流を検出し，交流出力を停止する機能を有すること。

(2)　逆変換装置の直流回路が非接地であること，または逆変換装置に高周波変圧器を用いていること。

なお，設置する変圧器は，直流流出防止専用である必要はありません。

18　電　圧　変　動

(1)　常時電圧変動対策

発電設備等の連系による電圧変動は，常時電圧の概ね±１～２パーセント以内を適正値とし，この範囲を逸脱しないよう，発電設備等の設置者において自動電圧調整装置（ＡＶＲ）の設置等により，自動的に電圧を調整していただきます。

(2)　瞬時電圧変動対策

発電設備等の並解列時において，瞬時的に発生する電圧変動に対しても，常時電圧の±２パーセントを目安に適正な範囲内に発電設備等の設置者において瞬時電圧変動を抑制していただきます。

イ　同期発電機を用いる場合は，制動巻線付きのもの（制動巻線を有しているものと同等以上の乱調防止効果を有する制動巻線付きでない同期発電機を含みます。）とするとともに自動同期検定装置を設置すること。

ロ　二次励磁制御巻線形誘導発電機を用いる場合には，自動同期検定機能を有するものを用いること。

ハ　誘導発電機を用いる場合で，並列時の瞬時電圧低下により系統の電圧が常時電圧から±２パーセント程度をこえて逸脱するおそれがあるときは，限流リアクトル等を設置すること。なお，これにより対応できない場合には，同期発電機を用いる等の対策をすること。

ニ　自励式の逆変換装置を用いる場合は，自動的に同期が取れる機能を有するものを用いること。

ホ　他励式の逆変換装置を用いる場合で，並列時の瞬時電圧低下により系統の電圧が適正値（常時電圧の±２パーセントを目安といたします。）を逸脱するおそれがあるときは，限流リアクトル等を設置すること。

なお，これにより対応できない場合には，自励式の逆変換装置を用いること。

ヘ　発電設備等の出力変動や頻繁な並解列による電圧変動により他者に電圧フリッカ等の影響を及ぼすおそれがあるとき，適正値を逸脱するおそれがあるときには，次に示す電圧変動の抑制や並解列の頻度を低減する対策を行なうこと。

(ｲ)　風力発電設備等の頻繁な並解列により電圧フリッカが適正値を逸脱するおそれがあるときには，ＳＶＣの設置やサイリスタ等によるソフトスタート機能を有する装置を用いること。

(ﾛ)　風力発電設備等の出力変動により電圧フリッカが適正値を逸脱するおそれがあるときには，ＳＶＣ等を設置すること。

［対策要否の判定基準例］

受電点における電圧フリッカレベル（ΔＶ10）を 0.45 ボルト以下（当該設備のみの場合は，0.23 ボルト以下）に維持する。

(3)　そ　の　他

連系用変圧器加圧時の励磁突入電流による瞬時電圧低下により，系統の電圧が常時電圧から 10 パーセントをこえて逸脱するおそれがあるときは，その抑制対策を実施していただきます。

19　出力変動対策

再生可能エネルギー発電設備を連系する場合であって，出力変動により他者に影響を及ぼすおそれがあるときは，出力変化率制限機能の具備等の対策を行なっていただきます。

(1)　太陽光発電設備の場合

発電に必要な自然エネルギーが得られる状況において，系統周波数が上昇または低下し適正値を逸脱するおそれがある場合は，発電設備の出力を調定率に応じて，自動的に出力変化すること。

(2) 風力発電設備の場合

イ　発電に必要な自然エネルギーが得られる状況において，受電地点での５分間の最大変動幅が発電所設備容量の 10 パーセント以下となるよう対策を行なうこと。なお，ウィンドファームコントローラを有しない小規模発電所については，対策を別途協議する。

ロ　高風速時にカットアウトが予想される場合は，即座に停止しないよう，ストーム制御機能を具備する等の対策を行なうこと。また，カットインが予想される場合は，徐々に出力を上昇するよう対策を行なうこと。

ハ　発電に必要な自然エネルギーが得られる状況において，系統周波数が上昇または低下し適正値を逸脱するおそれがある場合は，発電設備の出力を調定率に応じて自動的に出力変化すること。

なお，具体的な発電設備の性能は，次の範囲で当社から指定する値といたします。

ただし，系統の電源構成の状況等，必要に応じて別途協議させていただきます。

	定格出力合計	10メガワット以上
		太陽光発電設備または風力発電設備
機能・仕様等	調定率	２～５パーセント
	制御応答性	２秒以内に出力変化開始，10秒以内に変化量を完了 （出力変化量の50パーセント到達にて出力変化の完了とする）
	不感帯	±0.2ヘルツ以下
	リザーブ量 （出力変化幅）※	０～10パーセント（定格出力基準）

※リザーブ量は系統周波数低下時の出力増加対応として，発電出力の抑制時に使用可能なこと。

20　短絡・地絡電流対策

発電設備等の連系により系統の短絡・地絡電流が他者のしゃ断器のしゃ断容量等を上回るおそれがある場合は，発電設備等の設置者において，短絡・地絡電流を制限する装置（限流リアクトル等）を設置していただきます。

21　発電機定数・諸元

連系系統，電圧階級によっては，発電機の安定運転対策や短絡・地絡電流抑制対策，慣性低下対策等の面から，発電機定数を当社から指定させていただく場合があります。

また，当社の求めに応じて，次の諸元を提出していただきます。

なお，必要に応じて，記載されていない諸元や最新の諸元等を提供していただく場合があります。

電　源　種	設　　備	諸　　元
共　　通	発電プラント	定格容量，定格出力，台数，定格電圧
		最低出力
		所内負荷（定格，最低）
		力率（定格，運転可能範囲）
		運転可能周波数の範囲，運転継続時間
		単線結線図，系統並解列箇所
		発電プラントモデル（原動機の種類，発電機の種類）
		電気所監視制御方式
	構 内 設 備	自家消費電力の最大値，最小値
		総合負荷力率
		電動機容量（高圧・低圧）
		電灯容量
		高調波発生機器と高調波対策資料
		電圧フリッカの発生源と対策設備資料
	受電用変圧器，連系用変圧器	定格（定格容量，定格電圧）
		インピーダンス（タップ電圧毎，変圧器定格容量ベース）
		励磁特性曲線
		制御方式，整定値
	調 相 設 備	定格容量，台数
		制御方式，整定値
	アクセス線・構内線路	インピーダンス，アドミタンス
	し や 断 器	定格（しゃ断電流，しゃ断時間）
		自動同期検定装置の有無
	保 護 装 置	設置要素
		仕様
		設置場所
		設置相数
		解列箇所
		整定範囲
		整定値
		CT比，VT比
		シーケンスブロック
		送電線再閉路方式
	記　　録	電気現象記録装置
誘　導　機	発電プラント	拘束リアクタンス
		限流リアクトル容量
		限時リアクトルインピーダンス
		慣性定数
		定格すべり
		等価回路定数
同　期　機	発電プラント	各種内部リアクタンス（飽和値，不飽和値）
		各種短絡時定数・開路時定数
		慣性定数（発電機＋タービン）
		制動巻線の有無
		飽和特性
		可能出力曲線
		発電機軸モデル
		発電機プラントモデル，モデル構築に必要なプラント，制御系の各種定数（ボイラ，タービン，水車等）
		並解列所要時間（平常時，事故時）
	制 御 装 置	ガバナ系ブロック（調定率，GF 幅，CV，ICV モデルを含む）
		LFC・発電機出力制御ブロック
		EDC 変化速度（出力毎）
		LFC 幅・変化速度（出力毎）

		出力キープタイム（出力毎，上げ下げ）
		励磁装置の形式（直流・交流・サイリスタ・他） 応答速度（超速応励磁か否か）
		励磁系ブロック（AVR，PSS，PSVR）
		FRT 要件の適用有無
		過励磁保護 59V/F ブロック
		OEL，UEL ブロック
水　　力	発電プラント制御装置	揚水待機・開始所要時間
		上ダム・下ダム運用可能水位
		電水比（キロワット/(立方メートル/秒)）
逆変換装置	発電プラント制御装置	メーカ，型式
		単独運転検出方式，整定値
		逆変換装置の容量
		通電電流制限値
		系統事故時の力率制御時間
		三相事故時の事故電流（大きさ，供給時間）
		一，二相事故時の事故電流（大きさ，供給時間）
		FRT 要件の適用有無
		無効電力制御方式，整定値
		慣性力供給能力
太　陽　光	発電プラント制御装置	発電機・制御モデル，モデルの各種定数
風　　力	発電プラント制御装置	周波数調定率設定可能範囲，不感帯設定可能範囲
		発電機の出力特性
		出力変動対策の方法
		蓄電池，ウィンドファームコントローラの有無
		発電機・制御モデル，モデルの各種定数
蓄　電　池	発電プラント	蓄電容量
二次励磁機	発電プラント	拘束リアクタンス

22　昇圧用変圧器

連系系統や電圧階級によっては，短絡・地絡電流抑制対策，安定度維持対策，送電線保護継電器協調等の面から，昇圧用変圧器のインピーダンス等を当社から指定させていただく場合があります。また，無電圧タップ切替器の仕様（タップ数，電圧値，調整幅等）等を指定させていただく場合があります。

23　連 絡 体 制

(1)　発電設備等の設置者の構内事故および系統側の事故等により，連系用しゃ断器が動作した場合等（サイバー攻撃により設備異常が発生し，または発生するおそれがある場合を含みます。）には，当社の給電制御所等と発電設備等の設置者との間で迅速かつ的確な情報連絡を行ない，すみやかに必要な措置を講ずる必要があります。このため，当社の給電制御所等と発電設備等の設置者の技術員駐在箇所等との間には，保安通信用電話設備（専用保安通信用電話設備または電気通信事業者の専用回線電話）を設置していただきます。ただし，保安通信用電話設備は，22 キロボルト以下の特別高圧電線路と連系する場合には，次のうちのいずれかを用いることができます。

イ　専用保安通信用電話設備

ロ　電気通信事業者の専用回線電話

ハ　次の条件を全て満たす場合においては，一般加入電話または携帯電話

(ｲ)　発電設備等の設置者側の交換機を介さず直接技術員との通話が可能な方式（交換機を介する代表番号方式ではなく，直接技術員駐在箇所へつながる単番方式）とし，発電設備等の保守監視場所に常時設置されていること。

(ﾛ)　話中の場合に割り込みが可能な方式（キャッチホン等）であること。

(ﾊ)　停電時においても通話可能なものであること。

(ﾆ)　災害時等において当社の給電制御所等と連絡が取れない場合には，当社の給電制御所等との連絡が取れるまでの間，発電設備等の解列または運転を停止すること。また，保安規程上明記されていること。

(2)　特別高圧電線路と連系する場合には，当社の給電制御所等と発電者との間に，系統運用上等必要な情報が相互に交換できるようスーパービジョンおよびテレメータを設置していただきます。この場合，収集する情報は，原則として次のとおりといたします。

イ　特別高圧（66 キロボルト以上）

情報種別	情報内容
スーパービジョン	発電機並列用しゃ断器の開閉状態（注１）
	連系用しゃ断器の開閉状態
	連系用断路器の開閉状態
	連系送電線用接地開閉器の開閉状態
	電圧・無効電力の制御モード

情報種別	情報内容
テレメータ	発電機の有効電力
	発電機の無効電力
	引込口（受電地点）の有効電力
	引込口（受電地点）の無効電力
	代表風車地点の風向・風速（注２）
	発電最大能力値（注３）（風力発電設備の場合）

（注１）　慣性把握のため，系統に慣性を供給できる同期発電機は，最小単位の発電設備１台毎に設置していただきます。

（注２）　ナセルで計測する風向・風速

（注３）　運転可能な発電設備等の定格出力（出力制約がある場合は可能な範囲でそれを考慮いたします。）の合計。ただし，困難な場合は運転可能な発電設備等の台数

ロ　特別高圧（66 キロボルト未満）

情報種別	情報内容
スーパービジョン	連系用しゃ断器の開閉状態

情報種別	情報内容
テレメータ	引込口（受電地点）の有効電力

24　電気現象記録装置

発電設備等の挙動等を正確に把握するため，短い周期で時刻同期のとれた電圧，電流，電力等の計測値を連続的に記録し，当社の給電制御所等へ伝送する電気現象記録装置（自動オシロ装置，高調波監視記録装置等を含みます。）を設置していただくことがあります。

25　サイバーセキュリティ対策

事業用電気工作物（発電事業の用に供するものに限ります。）は，電気事業法にもとづき，「電力制御システムセキュリティガイドライン」に準拠した対策を講じていただきます。

自家用電気工作物（発電事業の用に供するものおよび小規模事業用電気工作物を除きます。）に係る遠隔監視システムおよび制御システムは，「自家用電気工作物に係るサイバーセキュリティの確保に関するガイドライン」に準拠した対策を講じていただきます。

上記以外の発電設備等については，サイバー攻撃による発電設備等の異常動作を防止し，または発電設備等がサイバー攻撃を受けた場合にすみやかな異常の除去，影響範囲の局限化等を行なうために次のとおり，適切なサイバーセキュリティ対策を講じていただきます。

(1)　外部ネットワークや他ネットワークを通じた発電設備等の制御に係るシステムへの影響を最小化するための対策を講じること。

(2)　発電設備等の制御に係るシステムには，マルウェアの侵入防止対策を講じること。

(3)　発電設備等に関し，セキュリティ管理責任者を設置すること。

Ⅶ　負荷設備の系統連系技術要件（特別高圧連系）

１　電 気 方 式

受電設備の電気方式は，連系する系統の電気方式（交流３相３線式）と同一としていただきます。

２　保 護 協 調

受電設備に故障または系統に事故が発生した場合，事故・故障の除去およびその範囲の局限化等を行なうために次の考え方にもとづき保護協調を行なっていただきます。

(1)　受電設備の異常および故障に対しては，その影響を連系された系統へ波及させないために故障箇所が当該系統から解列されること。

(2)　連系された系統に事故が発生した場合であって，系統保護方式に応じて必要な場合には，受電設備が当該系統から解列されること。

(3)　連系された系統以外に事故が発生した場合には，原則として受電設備は解列されないこと。

３　保護装置の設置

保護装置を以下により設置していただきます。

なお，受電電圧の異常低下を検出することのできる不足電圧継電器をあわせて設置していただきます。

(1)　送電線保護装置

イ　110 キロボルト以下系統では，１回線で連系の場合は保護装置の設置は必要ないものとします。なお，２回線で連系の場合は回線選択継電装置を標準とします。

ロ　187 キロボルト以上系統では，[主保護]電流差動継電装置×２系列＋[後備保護]距離継電装置を標準とします。

(2)　構内保護装置

構内設備の短絡故障保護のため過電流継電器，地絡故障保護のため地絡過電流継電器を設置していただきます。当該継電器が有効に機能しない場合には，短絡方向継電器，短絡方向距離継電装置または地絡方向継電器を設置していただきます。また，母線保護については，以下によっていただきます。

イ　110 キロボルト以下系統では，構内保護装置で検出・保護できる場合は省略できるものとします。ただし，安定度上問題がある場合には，母線保護装置（安定度の厳しさによっては送電線保護装置に母線向け保護継電器を内蔵することで代用可）を設置していただくことがあります。

ロ　187 キロボルト以上系統では，高速しゃ断できる母線保護装置（電流差動継電装置等）を設置していただきます。

(3)　送電線再閉路方式

イ　110 キロボルト以下系統では，必要により低速度再閉路方式を採用していただきます。

ロ　187 キロボルト以上系統では，必要により高速・中速度再閉路方式を採用していただきます。

(4)　充電電流補償

構内ケーブル等の充電電流により保護装置の検出感度上問題がある場合には，中性点接地装置（リアクトル）を設置していただくことがあります。

4　保護装置の設置場所

保護継電器は，供給地点または事故・故障の検出が可能な場所に設置していただきます。

5　解 列 箇 所

解列箇所は，系統から受電設備を解列できる次のいずれかの箇所としていただきます。

(1)　受電用しゃ断器

(2)　母線連絡用しゃ断器

6　保護継電器の設置相数

保護継電器の設置相数は，次によっていただきます。

(1)　地絡過電流継電器，地絡方向継電器および地絡用電流差動継電装置は，零相回路設置とします。

(2)　短絡方向継電器，不足電圧継電器，短絡・地絡兼用電流差動継電装置，短絡用電流差動継電装置，過電流継電器および短絡方向距離継電装置は，３相設置とします。

7　中性点接地装置の付加と電磁誘導障害防止対策の実施

中性点の接地が必要な場合は，変圧器の中性点に接地装置を設置していただきます。また，中性点接地装置の設置により，当社の系統において電磁誘導障害防止対策および地中ケーブルの防護対策の強化等が必要となった場合には，適切な対策を講じていただきます。

(1)　110 キロボルト以下の系統に連系する場合は，必要に応じて変圧器の中性点に中性点接地装置（抵抗接地方式）を設置すること。

(2)　187 キロボルト以上の系統に連系する場合は，変圧器の中性点を直接接地すること。

8　高　調　波

高調波発生機器を用いた電気設備を使用することにより，系統に高調波電流を

流出する場合は，その高調波電流を抑制するため，次の要件にしたがっていただきます。

(1)　対象となる需要者

イ　対象となる需要者は，次のいずれかに該当する需要者といたします。

(ｲ)　22 キロボルトの系統から受電する需要者であって，等価容量の合計が 300 キロボルトアンペアをこえる需要者。

(ﾛ)　66 キロボルト以上の系統から受電する需要者であって，等価容量の合計が 2,000 キロボルトアンペアをこえる需要者。

ロ　イの等価容量を算出する場合に対象とする高調波発生機器は，300 ボルト以下の商用電源系統に接続して使用する定格電流 20 アンペア／相以下の電気・電子機器以外の機器といたします。

ハ　イに該当する需要者が，ロに該当する高調波発生機器を新設，増設または更新する場合等に適用いたします。

なお，ロに該当する高調波発生機器を新設，増設または更新する等によってイに該当する需要者に該当することになる場合においても適用いたします。

(2)　高調波流出電流の算出

(1)イに該当する需要者から系統に流出する高調波流出電流の算出は次によるものといたします。

イ　高調波流出電流は，高調波発生機器ごとの定格運転状態において発生する高調波電流を合計し，これに高調波発生機器の最大の稼働率を乗じたものといたします。

ロ　高調波流出電流は，高調波の次数ごとに合計するものといたします。

ハ　対象とする高調波の次数は 40 次以下といたします。

ニ　(1)イに該当する需要者の構内に高調波流出電流を低減する設備がある場合は，その低減効果を考慮することができるものといたします。

(3)　高調波流出電流の上限値

(1)イに該当する需要者から系統に流出する高調波流出電流の許容される上限値は，高調波の次数ごとに，次表に示す需要者の契約電力１キロワット当たりの高調波流出電流の上限値に当該需要者の契約電力（キロワット単位といたします。）を乗じた値といたします。

（単位：ミリアンペア/キロワット）

受電電圧（注）	5次	7次	11次	13次	17次	19次	23次	23次超過
22キロボルト	1.80	1.30	0.82	0.69	0.53	0.47	0.39	0.36
66キロボルト	0.59	0.42	0.27	0.23	0.17	0.16	0.13	0.12
110キロボルト	0.35	0.25	0.16	0.13	0.10	0.09	0.07	0.07

（注）　上表以外の受電電圧の場合は，「66キロボルト」欄の値を受電電圧換算した値を用いるものといたします。

(4)　高調波流出電流の抑制対策の実施

(1)イに該当する需要者は，(2)の高調波流出電流が，(3)の高調波流出電流の上限値をこえる場合には，高調波流出電流を高調波流出電流の上限値以下となるよう必要な対策を講じていただきます。

9　電 圧 変 動

(1)　電圧変動対策

受電用変圧器加圧時の励磁突入電流による瞬時電圧低下により，系統の電圧が常時電圧から 10 パーセントをこえて逸脱するおそれがあるときは，その抑制対策を実施していただきます。

(2)　電圧フリッカ対策

負荷設備の新設，増設または設備更新時にアーク炉等を含み，電圧フリッカが発生するおそれのある場合は，必要な対策を行なっていただきます。

10　連 絡 体 制

(1)　当社との間には，電力保安通信用電話設備（専用保安通信用電話設備または電気通信事業者の専用回線電話）を設置する必要があります。ただし，22 キロボルト特別高圧電線路に連系する場合には，次の条件をすべて満たす限りにおいて，一般加入電話または携帯電話等を用いることができるものとします。

イ　需要者の交換機を介さず直接技術員との通話が可能な方式（交換機を介する代表番号方式ではなく，直接技術員駐在箇所へつながる単番方式）とし，負荷設備の保守監視場所に常時設置されているものとすること。

ロ　話中の場合に割り込み可能な方式（キャッチホン等）とすること。

ハ　停電時においても通話可能なものであること。

(2)　当社が系統運用上必要な情報を把握できる給電用情報伝送設備の設置が必要となる場合があります。

11　サイバーセキュリティ対策

自家用電気工作物（発電事業の用に供するものを除きます。）に係る遠隔監視システムおよび制御システムは，「自家用電気工作物に係るサイバーセキュリティの確保に関するガイドライン」に準拠した対策を講じていただきます。

電気事業法施行規則第 19 条第２項の
規定に基づく添付書類

１　変更を必要とする理由

２　託送供給等約款の変更の内容および新旧比較表

３　工事に関する費用の負担に関する算出の根拠および決定の方法に関する説明書

１　変更を必要とする理由

変更を必要とする理由

このたび当社は，第 52 回総合資源エネルギー調査会省エネルギー・新エネルギー分科会／電力・ガス事業分科会再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会（令和５年６月 21 日開催）において，混雑緩和希望者提起による系統増強プロセス（以下「混雑緩和プロセス」といいます。）における費用負担について，系統増強を希望した発電事業者の負担を基本とした上で，混雑緩和プロセスによる系統増強が一般送配電事業者の計画している設備更新と同調できるなど，一般送配電事業者の受益と評価できる部分については，一般負担として控除する整理がなされたことおよび第 69 回広域系統整備委員会（令和５年８月９日開催）において，混雑緩和プロセスにかかる手続き，開始検討料やプロセス参加者に求める保証金について，従来の一括検討プロセスと同等に設定する整理がなされたことを踏まえ，当該内容を供給条件に反映するべく，託送供給等約款を変更することといたしました。

また，第 72 回総合資源エネルギー調査会電力・ガス事業分科会電力・ガス基本政策小委員会（令和６年３月 29 日開催）において，令和７年４月１日までに災害時の特別な措置を託送供給等約款等において規定する整理がなされたことを踏まえ，当該内容を供給条件に反映するべく，託送供給等約款を変更することといたしました。

つきましては，電気事業法第 18 条第１項の規定にもとづき，ここに託送供給等約款の変更を申請する次第であります。

２　託送供給等約款の変更の内容および新旧比較表

託送供給等約款の変更の内容

託送供給等約款の変更につきましては，混雑緩和プロセスにおける費用負担等について整理がなされたこと，災害時の特別な措置を託送供給等約款に規定する整理がなされたことを踏まえ，必要となる変更を行なうとともに，その他の今日的見直しをいたしました。

現　行（令和６年10月１日実施）	変更後（令和７年４月１日実施予定）
# 託 送 供 給 等 約 款 令和~~6~~年 ~~10~~月１日 実 施 四国電力送配電株式会社	# 託 送 供 給 等 約 款 令和7年4月１日 実 施 四国電力送配電株式会社

現　行（令和６年10月１日実施）	変更後（令和７年４月１日実施予定）

目　　次

Ⅰ　総　　則

1　適　　用 …… 1
2　託送供給等約款の~~届出~~および変更 …… 2
3　定　　義 …… 2
4　代表契約者の選任 …… 7
5　託送供給等に関する取扱い …… 7
6　単位および端数処理 …… 7
7　実 施 細 目 …… 8

Ⅱ　契約の申込み

8　契 約 の 要 件 …… 9
9　検討および契約の申込み …… 13
10　契約の成立および契約期間 …… 20
11　託送供給等の開始 …… 21
12　供給準備その他必要な手続きのための協力 …… 22
13　電気方式，電圧および周波数 …… 22
14　発電場所および需要場所 …… 23
15　供給および契約の単位 …… 25
16　承 諾 の 限 界 …… 29
17　契約書の作成 …… 29

Ⅲ　料　　金

18　料　　金 …… 30
19　接続送電サービス …… 31
20　臨時接続送電サービス …… 53
21　予備送電サービス …… 60
22　系統連系受電サービス …… 62
23　発電量調整受電計画差対応電力 …… 66
24　接続対象計画差対応電力 …… 67
25　需要抑制量調整受電計画差対応電力 …… 68
26　給電指令時補給電力 …… 69

Ⅳ　料金の算定および支払い

27　料金の適用開始の時期 …… 71

目　　次

Ⅰ　総　　則

1　適　　用 …… 1
2　託送供給等約款の認可および変更 …… 2
3　定　　義 …… 2
4　代表契約者の選任 …… 7
5　託送供給等に関する取扱い …… 7
6　単位および端数処理 …… 7
7　実 施 細 目 …… 8

Ⅱ　契約の申込み

8　契 約 の 要 件 …… 9
9　検討および契約の申込み …… 13
10　契約の成立および契約期間 …… 20
11　託送供給等の開始 …… 21
12　供給準備その他必要な手続きのための協力 …… 22
13　電気方式，電圧および周波数 …… 22
14　発電場所および需要場所 …… 23
15　供給および契約の単位 …… 25
16　承 諾 の 限 界 …… 29
17　契約書の作成 …… 29

Ⅲ　料　　金

18　料　　金 …… 30
19　接続送電サービス …… 31
20　臨時接続送電サービス …… 53
21　予備送電サービス …… 60
22　系統連系受電サービス …… 62
23　発電量調整受電計画差対応電力 …… 66
24　接続対象計画差対応電力 …… 67
25　需要抑制量調整受電計画差対応電力 …… 68
26　給電指令時補給電力 …… 69

Ⅳ　料金の算定および支払い

27　料金の適用開始の時期 …… 71

現　行（令和６年10月１日実施）	変更後（令和７年４月１日実施予定）
28　検　　針　　日 …… 71	28　検　　針　　日 …… 71
29　料金の算定期間 …… 72	29　料金の算定期間 …… 72
30　計　　量 …… 73	30　計　　量 …… 73
31　電力および電力量の算定 …… 74	31　電力および電力量の算定 …… 74
32　損　失　率 …… 91	32　損　失　率 …… 91
33　料金の算定 …… 91	33　料金の算定 …… 91
34　支払義務の発生および支払期日 …… 95	34　支払義務の発生および支払期日 …… 95
35　料金その他の支払方法 …… 97	35　料金その他の支払方法 …… 97
36　保　証　金 …… 100	36　保　証　金 …… 100
37　連帯責任 …… 101	37　連帯責任 …… 101
Ⅴ　供　　給	**Ⅴ　供　　給**
38　託送供給等の実施 …… 103	38　託送供給等の実施 …… 103
39　給電指令の実施等 …… 106	39　給電指令の実施等 …… 106
40　適正契約の保持等 …… 1~~10~~	40　適正契約の保持等 …… 10<u>8</u>
41　契約超過金 …… 1~~11~~	41　契約超過金 …… 10<u>9</u>
42　力率の保持 …… 11~~4~~	42　力率の保持 …… 11<u>2</u>
43　発電場所および需要場所への立入りによる業務の実施 …… 11~~4~~	43　発電場所および需要場所への立入りによる業務の実施 …… 11<u>2</u>
44　託送供給等にともなう協力 …… 11~~5~~	44　託送供給等にともなう協力 …… 11<u>3</u>
45　託送供給等の停止 …… 11~~5~~	45　託送供給等の停止 …… 11<u>4</u>
46　託送供給等の停止の解除 …… 11~~7~~	46　託送供給等の停止の解除 …… 11<u>5</u>
47　託送供給の停止期間中の料金 …… 11~~7~~	47　託送供給<u>等</u>の停止期間中の料金 …… 11<u>5</u>
48　違　約　金 …… 11~~7~~	48　違　約　金 …… 11<u>6</u>
49　損害賠償の免責 …… 11~~8~~	49　損害賠償の免責 …… 11<u>6</u>
50　設備の賠償 …… 11~~8~~	50　設備の賠償 …… 11<u>7</u>
Ⅵ　契約の変更および終了	**Ⅵ　契約の変更および終了**
51　契約の変更 …… 1~~20~~	51　契約の変更 …… 11<u>8</u>
52　名義の変更 …… 12~~2~~	52　名義の変更 …… 12<u>0</u>
53　契約の廃止 …… 12~~2~~	53　契約の廃止 …… 12<u>1</u>
54　供給開始後の契約の消滅または変更にともなう料金および工事費の精算 …… 12~~4~~	54　供給開始後の契約の消滅または変更にともなう料金および工事費の精算 …… 12<u>2</u>
55　解　約　等 …… 12~~8~~	55　解　約　等 …… 12<u>7</u>
56　契約消滅後の債権債務関係 …… 1~~30~~	56　契約消滅後の債権債務関係 …… 12<u>9</u>
Ⅶ　受電方法および供給方法ならびに工事	**Ⅶ　受電方法および供給方法ならびに工事**
57　受電地点，供給地点および施設 …… 13~~1~~	57　受電地点，供給地点および施設 …… 13<u>0</u>

現　行（令和６年10月１日実施）	変更後（令和７年４月１日実施予定）
58　架空引込線……132 59　地中引込線……133 60　連接引込線等……134 61　中高層集合住宅等における受電方法および供給方法……135 62　引込線の接続……135 63　計量器等の取付け……135 64　通信設備等の施設……137 65　専用供給設備……137 **Ⅷ　工事費の負担** 66　受電地点への供給設備の工事費負担金……139 67　受電用計量器等の工事費負担金……143 68　会社間連系設備の工事費負担金……143 69　供給地点への供給設備の工事費負担金……143 70　工事費負担金の申受けおよび精算……151 71　供給開始に至らないで契約を廃止または 変更される場合の費用の申受け……153 72　臨時工事費……153 73　工事費等に関する契約書の作成……154 **Ⅸ　保　　安** 74　保安の責任……155 75　保安等に対する発電者および需要者の協力……155 76　調　　査……155 77　調査等の委託……156 78　調査に対する需要者の協力……156 79　検査または工事の受託……156 80　自家用電気工作物……157 **附　　則**……158 **別　　表**……205	58　架空引込線……131 59　地中引込線……132 60　連接引込線等……133 61　中高層集合住宅等における受電方法および供給方法……134 62　引込線の接続……134 63　計量器等の取付け……134 64　通信設備等の施設……136 65　専用供給設備……136 **Ⅷ　工事費の負担** 66　受電地点への供給設備の工事費負担金……138 67　受電用計量器等の工事費負担金……142 68　会社間連系設備の工事費負担金……142 69　供給地点への供給設備の工事費負担金……142 70　工事費負担金の申受けおよび精算……150 71　供給開始に至らないで契約を廃止または 変更される場合等の費用の申受け……152 72　臨時工事費……153 73　工事費等に関する契約書の作成……154 **Ⅸ　保　　安** 74　保安の責任……155 75　保安等に対する発電者および需要者の協力……155 76　調　　査……155 77　調査等の委託……156 78　調査に対する需要者の協力……156 79　検査または工事の受託……156 80　自家用電気工作物……157 **附　　則**……158 **別　　表**……207

現　行（令和６年10月１日実施）	変更後（令和７年４月１日実施予定）
Ⅰ　総　　則	**Ⅰ　総　　則**
２　託送供給等約款の~~届出~~および変更 （1）　この約款は，電気事業法第18条第~~5~~項の規定にもとづき，経済産業大臣~~に届け出た~~ものです。	**２　託送供給等約款の認可および変更** （1）　この約款は，電気事業法第18条第１項の規定にもとづき，経済産業大臣の認可を受けたものです。
Ⅱ　契約の申込み	**Ⅱ　契約の申込み**
９　検討および契約の申込み （1）　受電側接続検討の申込み イ　当社は，契約者または発電契約者から小売電気事業，一般送配電事業，特定送配電事業または自己等への電気の供給の用に供する電気を受電（原則として高圧または特別高圧で受電する場合に限ります。また，接続供給または振替供給の場合は，受電地点が会社間連系点のときに限ります。）するにあたり，供給設備の新たな施設または変更についての検討（以下「受電側接続検討」といいます。）をいたします。 なお，他の接続供給契約もしくは振替供給契約または発電量調整供給契約等により既に連系されている受電地点については，受電側接続検討を省略することがあります。 ロ　契約者または発電契約者は，接続供給契約（受電地点が会社間連系点の場合に限ります。）もしくは振替供給契約（受電地点が会社間連系点の場合に限ります。）または発電量調整供給契約（発電者から電気を受電する場合に限ります。）の申込みに先だち，次の事項を明らかにして，当社所定の様式により，受電側接続検討の申込みをしていただきます。 (ｲ)　接続供給の場合 a　契約者の名称 b　代表契約者の名称（契約者が複数の場合に限ります。） c　当該接続供給に必要となる当社以外の一般送配電事業者または配電事業者との振替供給契約等の内容または申込内容 d　接続受電電力の最大値および最小値 e　接続供給の開始希望日 (ﾛ)　振替供給の場合 a　契約者の名称 b　当該振替供給に必要となる当社以外の一般送配電事業者または配電事業者との振替供給契約等の内容または申込内容 c　振替供給に係る受電電力の最大値および最小値 d　供給地点 e　振替供給の開始希望日 (ﾊ)　発電量調整供給の場合	**９　検討および契約の申込み** （1）　受電側接続検討の申込み イ　当社は，契約者または発電契約者から小売電気事業，一般送配電事業，特定送配電事業または自己等への電気の供給の用に供する電気を受電（原則として高圧または特別高圧で受電する場合に限ります。また，接続供給または振替供給の場合は，受電地点が会社間連系点のときに限ります。）するにあたり，供給設備の新たな施設または変更についての検討（以下「受電側接続検討」といいます。）をいたします。 なお，他の接続供給契約もしくは振替供給契約または発電量調整供給契約等により既に連系されている受電地点については，受電側接続検討を省略することがあります。 ロ　契約者または発電契約者は，接続供給契約（受電地点が会社間連系点の場合に限ります。）もしくは振替供給契約（受電地点が会社間連系点の場合に限ります。）または発電量調整供給契約（発電者から電気を受電する場合に限ります。）の申込みに先だち，次の事項を明らかにして，当社所定の様式により，受電側接続検討の申込みをしていただきます。 (ｲ)　接続供給の場合 a　契約者の名称 b　代表契約者の名称（契約者が複数の場合に限ります。） c　当該接続供給に必要となる当社以外の一般送配電事業者または配電事業者との振替供給契約等の内容または申込内容 d　接続受電電力の最大値および最小値 e　接続供給の開始希望日 (ﾛ)　振替供給の場合 a　契約者の名称 b　当該振替供給に必要となる当社以外の一般送配電事業者または配電事業者との振替供給契約等の内容または申込内容 c　振替供給に係る受電電力の最大値および最小値 d　供給地点 e　振替供給の開始希望日 (ﾊ)　発電量調整供給の場合

現　行（令和６年10月１日実施）	変更後（令和７年４月１日実施予定）
a　発電契約者の名称 b　発電者の名称，発電場所および受電地点 c　発電設備等の発電・放電方式，発電・放電出力および系統安定上必要な仕様 d　発電量調整受電電力の最大値および最小値 e　受電地点における受電電圧 f　発電場所における負荷設備および受電設備 g　発電量調整供給の開始希望日 ハ　検討期間および検討料 (イ)　当社は，原則として受電側接続検討の申込みから３月以内に検討結果をお知らせいたします。 (ロ)　当社は，~~原則として，~~１受電地点１検討につき22万円を検討料として，受電側接続検討の申込み時に発電契約者から申し受けます。ただし，次の場合には，検討料を申し受けません。 a　検討を要しない場合 b　受電側接続検討の回答後，他の発電契約者の契約の申込みにともなう連系予約（当該契約の申込みに係る発電設備等が送電系統へ連系されたものとして取り扱うことをいいます。）によって送電系統の状況が変化した場合等，受電側接続検討の前提となる事実関係に変動がある場合で，かつ，検討料を申し受けた受電側接続検討の回答日から１年以内に受け付けた受電側接続検討のとき。 (5)　当社は，接続供給契約（受電地点〔会社間連系点の場合に限ります。〕に係る事項に限ります。）または振替供給契約について，当日等の利用分および翌日等の利用分に限り，(4)に定める様式以外で当社が指定した方法により契約者に申込みをしていただくことがあります。また，当社は，受給契約等にもとづく連系線の利用に係る事項（当社以外の一般送配電事業者の連系線の利用に係る事項を含みます。）について，当社が指定した方法により契約者に提出していただくことがあります。この場合，当該申込み方法による申込みに係る託送供給の実施または受給契約等にもとづく連系線の利用に係る事項の提出にともなって必要となる事項に関する契約（以下「契約者に係る基本契約」といいます。）を当社とあらかじめ締結していただきます。 なお，契約者に係る基本契約の契約期間は，契約者と当社との協議が~~整った~~日から１年間とし，契約期間満了に先だって契約内容に変更がない場合は，契約期間満了後も１年ごとに同一条件で継続されるものといたします。 また，契約者に係る基本契約で定める事項について，基本契約書（当社所定の様式によります。）を作成いたします。 (6)　当社は，受給契約等にもとづく連系線の利用に係る事項（当社以外の一般送配電事業者の連系線の利用に係る事項を含みます。）について，当社が指定した方法により発電契約者に提出していただくことがあります。この場合，受給契約等にもとづく連系線の利用に係る事項の提出にともなって必要となる事項に関する契約（以下「発電契約者に係る基本契約」といいます。）を当社とあらかじめ締結していただきます。 なお，発電契約者に係る基本契約の契約期間は，発電契約者と当社との協議が~~整った~~日から１年間とし，契約期間満了に先だって契約内容に変更がない場合は，契約期間満了後も１年ごとに同一条件で継続されるものといたします。	a　発電契約者の名称 b　発電者の名称，発電場所および受電地点 c　発電設備等の発電・放電方式，発電・放電出力および系統安定上必要な仕様 d　発電量調整受電電力の最大値および最小値 e　受電地点における受電電圧 f　発電場所における負荷設備および受電設備 g　発電量調整供給の開始希望日 ハ　検討期間および検討料 (イ)　当社は，原則として受電側接続検討の申込みから３月以内に検討結果をお知らせいたします。 (ロ)　当社は，１受電地点１検討につき22万円を検討料として，受電側接続検討の申込み時に発電契約者から申し受けます。ただし，次の場合には，検討料を申し受けません。 a　検討を要しない場合 b　受電側接続検討の回答後，他の発電契約者の契約の申込みにともなう連系予約（当該契約の申込みに係る発電設備等が送電系統へ連系されたものとして取り扱うことをいいます。）によって送電系統の状況が変化した場合等，受電側接続検討の前提となる事実関係に変動がある場合で，かつ，検討料を申し受けた受電側接続検討の回答日から１年以内に受け付けた受電側接続検討のとき。 (5)　当社は，接続供給契約（受電地点〔会社間連系点の場合に限ります。〕に係る事項に限ります。）または振替供給契約について，当日等の利用分および翌日等の利用分に限り，(4)に定める様式以外で当社が指定した方法により契約者に申込みをしていただくことがあります。また，当社は，受給契約等にもとづく連系線の利用に係る事項（当社以外の一般送配電事業者の連系線の利用に係る事項を含みます。）について，当社が指定した方法により契約者に提出していただくことがあります。この場合，当該申込み方法による申込みに係る託送供給の実施または受給契約等にもとづく連系線の利用に係る事項の提出にともなって必要となる事項に関する契約（以下「契約者に係る基本契約」といいます。）を当社とあらかじめ締結していただきます。 なお，契約者に係る基本契約の契約期間は，契約者と当社との協議が<u>とととのった</u>日から１年間とし，契約期間満了に先だって契約内容に変更がない場合は，契約期間満了後も１年ごとに同一条件で継続されるものといたします。 また，契約者に係る基本契約で定める事項について，基本契約書（当社所定の様式によります。）を作成いたします。 (6)　当社は，受給契約等にもとづく連系線の利用に係る事項（当社以外の一般送配電事業者の連系線の利用に係る事項を含みます。）について，当社が指定した方法により発電契約者に提出していただくことがあります。この場合，受給契約等にもとづく連系線の利用に係る事項の提出にともなって必要となる事項に関する契約（以下「発電契約者に係る基本契約」といいます。）を当社とあらかじめ締結していただきます。 なお，発電契約者に係る基本契約の契約期間は，発電契約者と当社との協議が<u>とととのった</u>日から１年間とし，契約期間満了に先だって契約内容に変更がない場合は，契約期間満了後も１年ごとに同一条件で継続されるものといたします。

現　行（令和６年10月１日実施）	変更後（令和７年４月１日実施予定）
また，発電契約者に係る基本契約で定める事項について，基本契約書（当社所定の様式によります。）を作成いたします。 (7)　当社は，受給契約等にもとづく連系線の利用に係る事項（当社以外の一般送配電事業者の連系線の利用に係る事項を含みます。）について，当社が指定した方法により需要抑制契約者に提出していただくことがあります。この場合，受給契約等にもとづく連系線の利用に係る事項の提出にともなって必要となる事項に関する契約（以下「需要抑制契約者に係る基本契約」といいます。）を当社とあらかじめ締結していただきます。 なお，需要抑制契約者に係る基本契約の契約期間は，需要抑制契約者と当社との協議が~~整った~~日から１年間とし，契約期間満了に先だって契約内容に変更がない場合は，契約期間満了後も１年ごとに同一条件で継続されるものといたします。 また，需要抑制契約者に係る基本契約で定める事項について，基本契約書（当社所定の様式によります。）を作成いたします。	また，発電契約者に係る基本契約で定める事項について，基本契約書（当社所定の様式によります。）を作成いたします。 (7)　当社は，受給契約等にもとづく連系線の利用に係る事項（当社以外の一般送配電事業者の連系線の利用に係る事項を含みます。）について，当社が指定した方法により需要抑制契約者に提出していただくことがあります。この場合，受給契約等にもとづく連系線の利用に係る事項の提出にともなって必要となる事項に関する契約（以下「需要抑制契約者に係る基本契約」といいます。）を当社とあらかじめ締結していただきます。 なお，需要抑制契約者に係る基本契約の契約期間は，需要抑制契約者と当社との協議が<u>ととのった</u>日から１年間とし，契約期間満了に先だって契約内容に変更がない場合は，契約期間満了後も１年ごとに同一条件で継続されるものといたします。 また，需要抑制契約者に係る基本契約で定める事項について，基本契約書（当社所定の様式によります。）を作成いたします。
15　供給および契約の単位 (4)　発電量調整供給の場合，当社は，原則として，あらかじめ定めた発電場所（発電場所が複数ある場合は，同一の一般送配電事業者の供給設備に接続するものといたします。）および発電バランシンググループについて，１発電量調整供給契約を結びます。また，当社は，当社が特定契約を締結している場合（発電契約者が発電者との間で電力受給に関する契約を締結している場合を除きます。）を除き，原則として，あらかじめ定めた発電場所について，１系統連系受電契約を結びます。 なお，低圧の受電地点に係る発電場所および当社または当社の供給区域で事業を営む配電事業者が指定する系統運用上必要な調整機能を有する発電設備等であって別途当社または当社の供給区域で事業を営む配電事業者と調整に関する契約を締結する設備（極短周期成分に対応する周波数制御用の調整機能のみを提供する場合を除きます。以下「調整電源」といいます。）に該当する発電場所は，原則として１発電バランシンググループに属するものといたします。この場合，調整電源に該当する発電場所は，原則として発電場所ごとに発電バランシンググループを設定していただきます。 また，再生可能エネルギー発電設備（再生可能エネルギー特別措置法第２条第２項に定める再生可能エネルギー発電設備をいいます。ただし，特定契約により再生可能エネルギー電気を供給する事業に係る発電設備に限ります。）の受電地点に係る発電場所が発電バランシンググループに含まれる場合は，次のとおりといたします。 イ　附則３（発電量調整供給契約についての特別措置〔再生可能エネルギー発電設備〕）(5)または(6)に該当する場合で，インバランスリスク単価（再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則〔以下「再生可能エネルギー特別措置法施行規則」といいます。〕に定めるインバランスリスクに係る単価をいいます。）が異なる再生可能エネルギー発電設備をあわせて使用されるときは，同一の特定契約に係って受電する電気のみに係る発電バランシンググループ（以下「特例発電バランシンググループ」といいます。）に含まれる再生可能エネルギー発電設備に適用されるインバランスリスク単価が同一となるように特例発電バランシンググループを設定していただきます。	**15　供給および契約の単位** (4)　発電量調整供給の場合，当社は，原則として，あらかじめ定めた発電場所（発電場所が複数ある場合は，同一の一般送配電事業者の供給設備に接続するものといたします。）および発電バランシンググループについて，１発電量調整供給契約を結びます。また，当社は，当社が特定契約を締結している場合（発電契約者が発電者との間で電力受給に関する契約を締結している場合を除きます。）を除き，原則として，あらかじめ定めた発電場所について，１系統連系受電契約を結びます。 なお，低圧の受電地点に係る発電場所および当社または当社の供給区域で事業を営む配電事業者が指定する系統運用上必要な調整機能を有する発電設備等であって別途当社または当社の供給区域で事業を営む配電事業者と調整に関する契約を締結する設備（極短周期成分に対応する周波数制御用の調整機能のみを提供する場合を除きます。以下「調整電源」といいます。）に該当する発電場所は，原則として１発電バランシンググループに属するものといたします。この場合，調整電源に該当する発電場所は，原則として発電場所ごとに発電バランシンググループを設定していただきます。 また，再生可能エネルギー発電設備（再生可能エネルギー特別措置法第２条第２項に定める再生可能エネルギー発電設備をいいます。ただし，特定契約により再生可能エネルギー電気を供給する事業に係る発電設備<u>等</u>に限ります。）の受電地点に係る発電場所が発電バランシンググループに含まれる場合は，次のとおりといたします。 イ　附則３（発電量調整供給契約についての特別措置〔再生可能エネルギー発電設備〕）(5)または(6)に該当する場合で，インバランスリスク単価（再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則〔以下「再生可能エネルギー特別措置法施行規則」といいます。〕に定めるインバランスリスクに係る単価をいいます。）が異なる再生可能エネルギー発電設備をあわせて使用されるときは，同一の特定契約に係って受電する電気のみに係る発電バランシンググループ（以下「特例発電バランシンググループ」といいます。）に含まれる再生可能エネルギー発電設備に適用されるインバランスリスク単価が同一となるように特例発電バランシンググループを設定していただきます。

<table>
<tr><th>現　行（令和６年10月１日実施）</th><th>変更後（令和７年４月１日実施予定）</th></tr>
<tr><td>ロ　附則３（発電量調整供給契約についての特別措置〔再生可能エネルギー発電設備〕）(5)の適用を受ける再生可能エネルギー発電設備の受電地点に係る発電場所は，原則として発電量調整受電計画差対応補給電力料金単価等が異なる複数のバランシンググループに属することはできないものといたします。
ハ　当社または特定送配電事業者の再生可能エネルギー電気卸供給約款にもとづき指定した再生可能エネルギー発電設備から電気を調達する場合，当社または特定送配電事業者の再生可能エネルギー電気卸供給約款にもとづき指定した再生可能エネルギー発電設備とそれ以外の再生可能エネルギー発電設備とが共に含まれないように発電バランシンググループを設定していただきます。この場合，再生可能エネルギー電気卸供給約款に係る発電場所は，１発電量調整供給契約に属するものといたします。</td><td>ロ　附則３（発電量調整供給契約についての特別措置〔再生可能エネルギー発電設備〕）(5)の適用を受ける再生可能エネルギー発電設備の受電地点に係る発電場所は，原則として発電量調整受電計画差対応補給電力料金単価等が異なる複数のバランシンググループに属することはできないものといたします。
ハ　当社または特定送配電事業者の再生可能エネルギー電気卸供給約款にもとづき指定した再生可能エネルギー発電設備から電気を調達する場合，当社または特定送配電事業者の再生可能エネルギー電気卸供給約款にもとづき指定した再生可能エネルギー発電設備とそれ以外の再生可能エネルギー発電設備とが共に含まれないように発電バランシンググループを設定していただきます。この場合，再生可能エネルギー電気卸供給約款に係る発電場所は，１発電量調整供給契約に属するものといたします。</td></tr>
<tr><td>Ⅲ　料　　金

19　接続送電サービス
(4)　１年を通じての最大需要電力等が夜間時間に発生する場合の取扱い
高圧または特別高圧で供給する場合で，需要者が昼間時間から夜間時間への負荷移行を行なった結果，１年を通じての最大需要電力等が夜間時間に発生し，かつ，契約者が標準接続送電サービスまたは時間帯別接続送電サービスの適用を受け，契約者と当社との協議が~~整った~~ときのその供給地点の各月の接続送電サービス料金は，(3)によって算定された金額から，イによって算定された金額（以下「ピークシフト割引額」といいます。）を差し引いたものといたします。
イ　ピークシフト割引額
ピークシフト割引額は，１月につき次の式により算定された金額といたします。ただし，まったく電気を使用しない場合（予備送電サービスによって電気を使用した場合を除きます。）のピークシフト割引額は，半額といたします。
ピークシフト割引額 ＝ 次に定める割引単価 × ロのピークシフト電力
<table><tr><td>ピークシフト電力
１キロワットにつき</td><td>高圧で供給する場合</td><td>534円60銭</td></tr><tr><td></td><td>特別高圧で供給する場合</td><td>382円80銭</td></tr></table>ロ　ピークシフト電力
ピークシフト電力は，需要者の負荷移行により昼間時間から夜間時間に移行された増分電力をいい，その需要者の接続送電サービス契約電力からその需要者の１年を通じての昼間時間における接続供給電力の最大値を差し引いた値を上限として，夜間時間に移行する負荷設備の容量（キロワット）等にもとづき，あらかじめ契約者と当社との協議によって定めます。
なお，分割接続供給の場合は，それぞれの契約者に係るピークシフト電力とあわせて，33（料金の算定）(12)にもとづき料金の調整を行なうために，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用したときのピークシフト電力を，あらかじめ双方の契約者と当社との協議によって定めます。
また，各月の昼間時間における接続供給電力の最大値の実績等から，ピークシフト電力が不適当と認められる場合には，すみやかにピークシフト電力を適正なものに変更していただきます。</td><td>Ⅲ　料　　金

19　接続送電サービス
(4)　１年を通じての最大需要電力等が夜間時間に発生する場合の取扱い
高圧または特別高圧で供給する場合で，需要者が昼間時間から夜間時間への負荷移行を行なった結果，１年を通じての最大需要電力等が夜間時間に発生し，かつ，契約者が標準接続送電サービスまたは時間帯別接続送電サービスの適用を受け，契約者と当社との協議が<u>ととのった</u>ときのその供給地点の各月の接続送電サービス料金は，(3)によって算定された金額から，イによって算定された金額（以下「ピークシフト割引額」といいます。）を差し引いたものといたします。
イ　ピークシフト割引額
ピークシフト割引額は，１月につき次の式により算定された金額といたします。ただし，まったく電気を使用しない場合（予備送電サービスによって電気を使用した場合を除きます。）のピークシフト割引額は，半額といたします。
ピークシフト割引額 ＝ 次に定める割引単価 × ロのピークシフト電力
<table><tr><td>ピークシフト電力
１キロワットにつき</td><td>高圧で供給する場合</td><td>534円60銭</td></tr><tr><td></td><td>特別高圧で供給する場合</td><td>382円80銭</td></tr></table>ロ　ピークシフト電力
ピークシフト電力は，需要者の負荷移行により昼間時間から夜間時間に移行された増分電力をいい，その需要者の接続送電サービス契約電力からその需要者の１年を通じての昼間時間における接続供給電力の最大値を差し引いた値を上限として，夜間時間に移行する負荷設備の容量（キロワット）等にもとづき，あらかじめ契約者と当社との協議によって定めます。
なお，分割接続供給の場合は，それぞれの契約者に係るピークシフト電力とあわせて，33（料金の算定）(12)にもとづき料金の調整を行なうために，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用したときのピークシフト電力を，あらかじめ双方の契約者と当社との協議によって定めます。
また，各月の昼間時間における接続供給電力の最大値の実績等から，ピークシフト電力が不適当と認められる場合には，すみやかにピークシフト電力を適正なものに変更していただきます。</td></tr>
</table>

現　行（令和６年10月１日実施）	変更後（令和７年４月１日実施予定）
ハ　１年を通じて夜間時間に最大需要電力等が発生しないことが明らかになった場合等については，本取扱いの適用をただちに解消いたします。 なお，それが本取扱い適用後１年に満たない場合は，既に適用したピークシフト割引額の合計金額を本取扱いの適用が解消された月の接続送電サービス料金に加算したものをその月の接続送電サービス料金として算定いたします。	ハ　１年を通じて夜間時間に最大需要電力等が発生しないことが明らかになった場合等については，本取扱いの適用をただちに解消いたします。 なお，それが本取扱い適用後１年に満たない場合は，既に適用したピークシフト割引額の合計金額を本取扱いの適用が解消された月の接続送電サービス料金に加算したものをその月の接続送電サービス料金として算定いたします。
22　系統連系受電サービス (2)　系統連系受電課金対象電力 各月の系統連系受電課金対象電力は，次によって受電地点ごとに，発電バランシンググループごとに定めます。 イ　発電場所が１発電バランシンググループに属している場合 (ｲ)　発電設備等に係る供給地点において電灯定額接続送電サービスが適用されている場合 系統連系受電課金対象電力は，同時最大受電電力といたします。 (ﾛ)　(ｲ)以外の場合 系統連系受電課金対象電力は，同時最大受電電力から発電設備等に係る供給地点におけるその１月の接続送電サービス契約電力（発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は，１接続送電サービスを適用したときのその１月の接続送電サービス契約電力といたします。）を差し引いた値といたします。ただし，差し引いた値が零を下回る場合の系統連系受電課金対象電力は，零といたします。 ロ　発電場所が複数の発電バランシンググループに属している場合 (ｲ)　発電設備等に係る供給地点において電灯定額接続送電サービスが適用されている場合 発電バランシンググループごとの系統連系受電課金対象電力は，同時最大受電電力を契約受電電力の比であん分してえた値といたします。 (ﾛ)　(ｲ)以外の場合 発電バランシンググループごとの系統連系受電課金対象電力は，同時最大受電電力を契約受電電力の比であん分してえた値から，発電設備等に係る供給地点のその１月の接続送電サービス契約電力（発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は，１接続送電サービスを適用したときのその１月の接続送電サービス契約電力といたします。）を契約受電電力の比であん分してえた値を差し引いた値といたします。ただし，差し引いた値が零を下回る場合の系統連系受電課金対象電力は，零といたします。 ハ　イおよびロにおいて，系統連系受電課金対象電力の算定上，次のものについても接続送電サービス契約電力１キロワットとみなします。 (ｲ)　臨時接続送電サービス契約電力（発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は，１臨時接続送電サービスを適用したときの臨時接続送電サービス契約電力といたします。） １キロワット (ﾛ)　接続送電サービス契約容量または臨時接続送電サービス契約容量１キロボルトアンペア (ﾊ)　電灯臨時定額接続送電サービスにおける契約負荷設備の総容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，各契約負荷設備ごとに別表４〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）１キロボルトアンペア	**22　系統連系受電サービス** (2)　系統連系受電課金対象電力 各月の系統連系受電課金対象電力は，次によって受電地点ごとに，発電バランシンググループごとに定めます。 イ　発電場所が１発電バランシンググループに属している場合 (ｲ)　発電設備等に係る供給地点において電灯定額接続送電サービスが適用されている場合 系統連系受電課金対象電力は，同時最大受電電力といたします。 (ﾛ)　(ｲ)以外の場合 系統連系受電課金対象電力は，同時最大受電電力から発電設備等に係る供給地点におけるその１月の接続送電サービス契約電力（発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は，１接続送電サービスを適用したときのその１月の接続送電サービス契約電力といたします。）を差し引いた値といたします。ただし，差し引いた値が零を下回る場合の系統連系受電課金対象電力は，零といたします。 ロ　発電場所が複数の発電バランシンググループに属している場合 (ｲ)　発電設備等に係る供給地点において電灯定額接続送電サービスが適用されている場合 発電バランシンググループごとの系統連系受電課金対象電力は，同時最大受電電力を契約受電電力の比であん分してえた値といたします。 (ﾛ)　(ｲ)以外の場合 発電バランシンググループごとの系統連系受電課金対象電力は，同時最大受電電力を契約受電電力の比であん分してえた値から，発電設備等に係る供給地点のその１月の接続送電サービス契約電力（発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は，１接続送電サービスを適用したときのその１月の接続送電サービス契約電力といたします。）を契約受電電力の比であん分してえた値を差し引いた値といたします。ただし，差し引いた値が零を下回る場合の系統連系受電課金対象電力は，零といたします。 ハ　イおよびロにおいて，系統連系受電課金対象電力の算定上，次のものについても接続送電サービス契約電力１キロワットとみなします。 (ｲ)　臨時接続送電サービス契約電力（発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は，１臨時接続送電サービスを適用したときの臨時接続送電サービス契約電力といたします。） １キロワット (ﾛ)　接続送電サービス契約容量または臨時接続送電サービス契約容量１キロボルトアンペア (ﾊ)　電灯臨時定額接続送電サービスにおける契約負荷設備の総容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，各契約負荷設備ごとに別表４〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）１キロボルトアンペア

現　行（令和６年10月１日実施）	変更後（令和７年４月１日実施予定）
ただし，電灯臨時定額接続送電サービスにおける契約負荷設備の総容量の端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。 (ﾆ)　附則２（揚水発電設備等が設置された需要場所に接続供給を行なう場合の特別措置）の適用を受けている場合の接続供給課金対象電力（揚水発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は，１接続送電サービスまたは１臨時接続送電サービスを適用したときの接続供給課金対象電力といたします。）１キロワット	ただし，電灯臨時定額接続送電サービスにおける契約負荷設備の総容量の端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。 (ﾆ)　附則２（揚水発電設備等が設置された需要場所に接続供給を行なう場合の特別措置）の適用を受けている場合の接続供給課金対象電力（揚水発電設備または蓄電池〔以下「揚水発電設備等」といいます。〕に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は，１接続送電サービスまたは１臨時接続送電サービスを適用したときの接続供給課金対象電力といたします。）１キロワット
Ⅴ　供　　給 **39　給電指令の実施等** ~~(7)　当社は，(2)イ，ロ，ホ，ヘ，トまたは(3)によって，発電者の発電もしくは放電を制限し，または中止した場合には，次の割引を行ない料金を算定いたします。ただし，その原因が契約者，発電契約者，発電者または需要者の責めとなる理由による場合，(2)ロの場合で，発電契約者もしくは発電者と当社が事前に調整を行なった計画的な作業（電力広域的運営推進機関送配電等業務指針の定めによって調整を行なった作業に限ります。）による制限もしくは中止のときその他あらかじめ発電者の発電もしくは放電を制限し，または中止することが明らかな場合または(2)トの場合（低圧で受電する場合を含みます。）で，電気の需給上必要となった制限もしくは中止のときは，その部分については割引いたしません。~~ ~~イ　低圧で受電する場合または高圧で受電する場合で，同時最大受電電力が500キロワット未満となるとき~~ ~~(ｲ)　割引の対象~~ ~~当該受電地点の系統連系受電サービスの基本料金から系統設備効率化割引額を差し引いた金額といたします。ただし，33（料金の算定）(1)イ，ハ，ニ，トまたはチの場合は，制限または中止の日における契約内容に応じて算定される１月の金額といたします。~~ ~~(ﾛ)　割　引　率~~ ~~１月中の制限し，または中止した延べ日数１日ごとに４パーセントといたします。~~ ~~(ﾊ)　制限または中止延べ日数の計算~~ ~~延べ日数は，１日のうち延べ１時間以上制限し，または中止した日を１日として計算いたします。~~ ~~ロ　高圧で受電する場合で，同時最大受電電力が500キロワット以上となるときまたは特別高圧で受電する場合~~ ~~(ｲ)　割引の対象~~ ~~当該受電地点の系統連系受電サービスの基本料金から系統設備効率化割引額を差し引いた金額といたします。ただし，33（料金の算定）(1)イ，ハ，ニ，トまたはチの場合は，制限または中止の日における契約内容に応じて算定される１月の金額といたします。~~ ~~(ﾛ)　割　引　率~~ ~~１月中の制限し，または中止した延べ時間数１時間ごとに0.2パーセントといたします。~~ ~~(ﾊ)　制限または中止延べ時間数の計算~~ ~~延べ時間数は，１回10分以上の制限または中止の延べ時間とし，１時間未満の端数を生じた場合は，~~	**Ⅴ　供　　給** **39　給電指令の実施等**

現　行（令和６年10月１日実施）	変更後（令和７年４月１日実施予定）
~~30分以上は切り上げ，30分未満は切り捨てます。~~ ~~なお，制限時間については，次の算式によって修正したうえで合計いたします。~~ ~~（算　　式）~~ ~~ａ　発電量調整受電電力を制限した場合~~ ~~H’ ＝ H × (D － d) / D~~ ~~H’ ＝ 修正時間（10分未満となる場合も延べ時間に算入いたします。）~~ ~~H ＝ 制限時間~~ ~~D ＝ 当該受電地点の同時最大受電電力~~ ~~d ＝ 制限時間中の当該受電地点の発電量調整受電電力の最大値~~ ~~ｂ　発電量調整受電電力量を制限した場合~~ ~~H’ ＝ H × (A － B) / A~~ ~~H’ ＝ 修正時間（10分未満となる場合も延べ時間に算入いたします。）~~ ~~H 制限時間~~ ~~A ＝ 制限指定時間中の当該受電地点の基準となる電力量（発電者の平常時の発電量調整受電電力量の実績等にもとづき算定される推定発電量調整受電電力量といたします。）~~ ~~B ＝ 制限時間中の当該受電地点の発電量調整受電電力量~~ ~~ｃ　発電量調整受電電力および発電量調整受電電力量を同時に制限した時間については，ａによる修正時間またはｂによる修正時間のいずれか大きいものによります。~~ ~~(8)　(7)による延べ日数または延べ時間数を計算する場合には，電気工作物の保守または増強のための工事の必要上当社が発電者に３日前までにお知らせして行なう制限または中止は，１月につき１日を限って計算に入れません。この場合の１月につき１日とは，１暦月の１暦日における１回の工事による制限または中止の時間といたします。~~ ~~(9)~~　当社は，(2)または(3)によって，需要者の電気の使用を制限し，または中止した場合，これにともなう料金の減額は行ないません。 ~~(10)~~　予備送電サービスの使用を制限し，または中止した場合，これにともなう料金の減額は行ないません。	(7)　当社は，(2)または(3)によって，発電者の発電もしくは放電または需要者の電気の使用を制限し，または中止した場合，これにともなう料金の減額は行ないません。 (8)　予備送電サービスの使用を制限し，または中止した場合，これにともなう料金の減額は行ないません。

現　行（令和６年10月１日実施）	変更後（令和７年４月１日実施予定）
(~~11~~)　当社は，(2)イの場合で，発電量調整供給に係る発電設備等に対してＮ－１電制を実施したときは，これにより生じた小売電気事業，特定送配電事業または自己等への電気の供給の用に供する電気の不足電力量（以下「Ｎ－１電制時調達不足電力量」といいます。）の調達に要した費用の実費相当額に，Ｎ－１電制が実施された発電設備等を再度起動するために要した燃料費等の費用の実費を加えた金額から，Ｎ－１電制が実施されなかったとしたときにその発電設備等がＮ－１電制時調達不足電力量を発電または放電するのに要したであろう費用に相当する金額を差し引いた金額について，電力広域的運営推進機関が認める範囲においてＮ－１電制オペレーション費用として発電契約者にお支払いいたします。	(9)　当社は，(2)イの場合で，発電量調整供給に係る発電設備等に対してＮ－１電制を実施したときは，これにより生じた小売電気事業，特定送配電事業または自己等への電気の供給の用に供する電気の不足電力量（以下「Ｎ－１電制時調達不足電力量」といいます。）の調達に要した費用の実費相当額に，Ｎ－１電制が実施された発電設備等を再度起動するために要した燃料費等の費用の実費を加えた金額から，Ｎ－１電制が実施されなかったとしたときにその発電設備等がＮ－１電制時調達不足電力量を発電または放電するのに要したであろう費用に相当する金額を差し引いた金額について，電力広域的運営推進機関が認める範囲においてＮ－１電制オペレーション費用として発電契約者にお支払いいたします。
40　適正契約の保持等 (2)　当社は，発電量調整受電電力が契約受電電力または同時最大受電電力をこえる場合等，発電契約者との発電量調整供給契約が発電状態に比べて不適当と認められるときには，その契約受電電力または同時最大受電電力をすみやかに適正なものに変更していただきます。	**40　適正契約の保持等** (2)　当社は，発電量調整受電電力が契約受電電力または同時最大受電電力をこえる場合等，発電契約者との発電量調整供給契約が発電・放電状態に比べて不適当と認められるときには，その契約受電電力または同時最大受電電力をすみやかに適正なものに変更していただきます。

現　行（令和６年10月１日実施）	変更後（令和７年４月１日実施予定）
Ⅵ　契約の変更および終了	**Ⅵ　契約の変更および終了**
51　契約の変更	**51　契約の変更** (6)　混雑緩和希望者提起による系統増強プロセス（以下「混雑緩和プロセス」といいます。）により供給設備の変更を希望される場合で，発電契約者が発電量調整供給契約を変更するときの(1)による発電量調整供給契約の変更は，次のとおりといたします。 イ　事前照会の申込み (ｲ)　発電契約者は，混雑緩和プロセスの概要検討（以下「概要検討」といいます。）の申込みに先だち，当社所定の様式により，混雑緩和プロセスの事前照会（以下「事前照会」といいます。）の申込みをしていただきます。 (ﾛ)　当社は，原則として事前照会の申込みから２月以内に検討結果をお知らせいたします。 ロ　概要検討の申込み (ｲ)　発電契約者は，混雑緩和プロセス開始の申込みに先だち，当社所定の様式により，イ(ﾛ)の検討結果をお知らせした日から２月以内に概要検討の申込みをしていただきます。 (ﾛ)　当社は，原則として概要検討の申込みから３月以内に検討結果をお知らせいたします。 (ﾊ)　当社は，１受電地点１検討につき22万円を検討料として，概要検討の申込み時に発電契約者から申し受けます。 ハ　混雑緩和プロセス開始の申込み 発電契約者が混雑緩和プロセスを希望される場合で，電力広域的運営推進機関送配電等業務指針に定める混雑緩和プロセスに関する保証金（以下「混雑緩和プロセスに関する保証金」といい，その金額は電力広域的運営推進機関業務規程に定める方法により算定いたします。）を要するときは，混雑緩和プロセスに関する保証金をお支払いいただき，ロ(ﾛ)の検討結果をお知らせした日から１月以内に混雑緩和プロセス開始の申込みをしていただきます。 なお，発電契約者が追加混雑緩和希望者の募集が開始された混雑緩和プロセスへ参加を希望される場合で，混雑緩和プロセスに関する保証金を要するときは，混雑緩和プロセスに関する保証金をお支払いいただき，募集開始日から２月以内に応募をしていただきます。 また，混雑緩和プロセスにもとづき工事費負担金補償金を定める場合は，当社と工事費負担金の補償に関する契約を締結していただきます。

現　行（令和６年10月１日実施）	変更後（令和７年４月１日実施予定）
54　供給開始後の契約の消滅または変更にともなう料金および工事費の精算	**54　供給開始後の契約の消滅または変更にともなう料金および工事費の精算**
(1)　次の場合には，当社は，接続供給契約の消滅または変更の日に料金および工事費を契約者に，発電量調整供給契約の消滅または変更の日に料金および工事費を発電契約者に，それぞれ精算していただきます。 なお，この場合は，受電地点または供給地点ごとに精算するものといたします。ただし，分割接続供給の場合は，供給地点に係る接続供給契約ごとに精算するものといたします。	(1)　次の場合には，当社は，接続供給契約の消滅または変更の日に料金および工事費を契約者に，発電量調整供給契約の消滅または変更の日に料金および工事費を発電契約者に，それぞれ精算していただきます。 なお，この場合は，受電地点または供給地点ごとに精算するものといたします。ただし，分割接続供給の場合は，供給地点に係る接続供給契約ごとに精算するものといたします。
イ　接続供給の場合	イ　接続供給の場合
(ｲ)　低圧で供給する場合	(ｲ)　低圧で供給する場合
a　契約者が接続送電サービス契約電力または接続送電サービス契約容量を新たに設定し，または増加された後１年に満たないでこれを消滅させる場合は，それまでの期間の接続送電サービス料金について，さかのぼって，新たに設定し，または増加された接続送電サービス契約電力または接続送電サービス契約容量分につき，電灯標準接続送電サービス，電灯時間帯別接続送電サービスまたは電灯従量接続送電サービスの適用を受けていた場合は該当料金の10パーセントを割増ししたものを適用し，動力標準接続送電サービス，動力時間帯別接続送電サービスまたは動力従量接続送電サービスの適用を受けていた場合は該当料金の20パーセントを割増ししたものを適用いたします。 また，当社は，契約者が接続送電サービス契約電力または接続送電サービス契約容量を新たに設定し，または増加されたことにともない新たに施設した供給設備について，72（臨時工事費）の臨時工事費として算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額を~~申し受けます~~。 なお，増加後に消滅させる場合には，それぞれの接続供給電力量は，接続送電サービス契約電力または接続送電サービス契約容量の増加分と残余分の比であん分したものといたします。	a　契約者が接続送電サービス契約電力または接続送電サービス契約容量を新たに設定し，または増加された後１年に満たないでこれを消滅させる場合は，それまでの期間の接続送電サービス料金について，さかのぼって，新たに設定し，または増加された接続送電サービス契約電力または接続送電サービス契約容量分につき，電灯標準接続送電サービス，電灯時間帯別接続送電サービスまたは電灯従量接続送電サービスの適用を受けていた場合は該当料金の10パーセントを割増ししたものを適用し，動力標準接続送電サービス，動力時間帯別接続送電サービスまたは動力従量接続送電サービスの適用を受けていた場合は該当料金の20パーセントを割増ししたものを適用いたします。 また，当社は，契約者が接続送電サービス契約電力または接続送電サービス契約容量を新たに設定し，または増加されたことにともない新たに施設した供給設備について，72（臨時工事費）の臨時工事費として算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額を精算いたします。 なお，増加後に消滅させる場合には，それぞれの接続供給電力量は，接続送電サービス契約電力または接続送電サービス契約容量の増加分と残余分の比であん分したものといたします。
b　契約者が接続送電サービス契約電力または接続送電サービス契約容量を新たに設定し，または増加された後１年に満たないでこれを減少しようとされる場合は，それまでの期間の接続送電サービス料金について，さかのぼって，減少される接続送電サービス契約電力または接続送電サービス契約容量分につき，電灯標準接続送電サービス，電灯時間帯別接続送電サービスまたは電灯従量接続送電サービスの適用を受けていた場合は該当料金の10パーセントを割増ししたものを適用し，動力標準接続送電サービス，動力時間帯別接続送電サービスまたは動力従量接続送電サービスの適用を受けていた場合は該当料金の20パーセントを割増ししたものを適用いたします。 また，当社の供給設備のうち接続送電サービス契約電力または接続送電サービス契約容量の減少に見合う部分について，72（臨時工事費）の臨時工事費として算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額を~~申し受けます~~。 なお，この場合には，それぞれの接続供給電力量は，接続送電サービス契約電力または接続送電サービス契約容量の減少分と残余分の比であん分したものといたします。	b　契約者が接続送電サービス契約電力または接続送電サービス契約容量を新たに設定し，または増加された後１年に満たないでこれを減少しようとされる場合は，それまでの期間の接続送電サービス料金について，さかのぼって，減少される接続送電サービス契約電力または接続送電サービス契約容量分につき，電灯標準接続送電サービス，電灯時間帯別接続送電サービスまたは電灯従量接続送電サービスの適用を受けていた場合は該当料金の10パーセントを割増ししたものを適用し，動力標準接続送電サービス，動力時間帯別接続送電サービスまたは動力従量接続送電サービスの適用を受けていた場合は該当料金の20パーセントを割増ししたものを適用いたします。 また，当社の供給設備のうち接続送電サービス契約電力または接続送電サービス契約容量の減少に見合う部分について，72（臨時工事費）の臨時工事費として算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額を精算いたします。 なお，この場合には，それぞれの接続供給電力量は，接続送電サービス契約電力または接続送電サービス契約容量の減少分と残余分の比であん分したものといたします。
c　当社が将来の需要等を考慮して供給設備を常置する場合は，ａおよびｂにかかわらず精算いたしません。	c　当社が将来の需要等を考慮して供給設備を常置する場合は，ａおよびｂにかかわらず精算いたしません。
d　電灯定額接続送電サービスの適用を受ける場合の料金および工事費の精算は，ａ，ｂおよびｃに準ずるものといたします。	d　電灯定額接続送電サービスの適用を受ける場合の料金および工事費の精算は，ａ，ｂおよびｃに準ずるものといたします。
(ﾛ)　高圧または特別高圧で供給する場合	(ﾛ)　高圧または特別高圧で供給する場合
a　契約者が接続送電サービス契約電力または予備送電サービス契約電力を新たに設定し，または増	a　契約者が接続送電サービス契約電力または予備送電サービス契約電力を新たに設定し，または増

現　行（令和６年10月１日実施）	変更後（令和７年４月１日実施予定）
加された後１年に満たないでこれを消滅させる場合は，それまでの期間の接続送電サービス料金または予備送電サービス料金について，さかのぼって，新たに設定し，または増加された契約電力分につき該当料金の20パーセントを割増ししたものを適用いたします。 　また，当社は，契約者が接続送電サービス契約電力を新たに設定し，または増加されたことにともない新たに施設した供給設備について，72（臨時工事費）の臨時工事費として算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額を~~申し受けます~~。 　なお，増加後に消滅させる場合には，それぞれの接続供給電力量は，接続送電サービス契約電力の増加分と残余分の比であん分したものといたします。	加された後１年に満たないでこれを消滅させる場合は，それまでの期間の接続送電サービス料金または予備送電サービス料金について，さかのぼって，新たに設定し，または増加された契約電力分につき該当料金の20パーセントを割増ししたものを適用いたします。 　また，当社は，契約者が接続送電サービス契約電力または予備送電サービス契約電力を新たに設定し，または増加されたことにともない新たに施設した供給設備について，72（臨時工事費）の臨時工事費として算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額を精算いたします。 　なお，増加後に消滅させる場合には，それぞれの接続供給電力量は，接続送電サービス契約電力の増加分と残余分の比であん分したものといたします。
b　契約者が接続送電サービス契約電力または予備送電サービス契約電力を新たに設定し，または増加された後１年に満たないでこれを減少しようとされる場合は，それまでの期間の接続送電サービス料金または予備送電サービス料金について，さかのぼって減少契約電力分につき該当料金の20パーセントを割増ししたものを適用いたします。 　また，当社の供給設備のうち接続送電サービス契約電力または予備送電サービス契約電力の減少に見合う部分について，72（臨時工事費）の臨時工事費として算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額を~~申し受けます~~。 　なお，この場合には，それぞれの接続供給電力量は，接続送電サービス契約電力の減少分と残余分の比であん分したものといたします。	b　契約者が接続送電サービス契約電力または予備送電サービス契約電力を新たに設定し，または増加された後１年に満たないでこれを減少しようとされる場合は，それまでの期間の接続送電サービス料金または予備送電サービス料金について，さかのぼって減少契約電力分につき該当料金の20パーセントを割増ししたものを適用いたします。 　また，当社の供給設備のうち接続送電サービス契約電力または予備送電サービス契約電力の減少に見合う部分について，72（臨時工事費）の臨時工事費として算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額を精算いたします。 　なお，この場合には，それぞれの接続供給電力量は，接続送電サービス契約電力の減少分と残余分の比であん分したものといたします。
c　分割接続供給の場合は，ａおよびｂにかかわらず，次のとおりといたします。 (a)　契約者が，１供給地点につき，１接続送電サービスまたは１予備送電サービスを適用した場合の接続送電サービス契約電力または予備送電サービス契約電力を新たに設定し，または増加された後１年に満たないでこれを消滅させる場合は，それまでの期間の双方の契約者に係る接続送電サービス料金または予備送電サービス料金および１供給地点につき，１接続送電サービスまたは１予備送電サービスを適用した場合の接続送電サービス料金または予備送電サービス料金について，さかのぼって，新たに設定し，または増加された契約電力分につき該当料金の20パーセントを割増ししたものを適用いたします。 　また，当社は，契約者が，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービス契約電力を新たに設定し，または増加されたことにともない新たに施設した供給設備について，72（臨時工事費）の臨時工事費として算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額を，双方の契約者と当社との協議によって，一方または双方の契約者~~から申し受けます~~。 　なお，増加後に消滅させる場合には，それぞれの接続供給電力量は，接続送電サービス契約電力の増加分と残余分の比であん分したものといたします。 (b)　契約者が，１供給地点につき，１接続送電サービスまたは１予備送電サービスを適用した場合の接続送電サービス契約電力または予備送電サービス契約電力を新たに設定し，または増加された後１年に満たないでこれを減少しようとされる場合は，それまでの期間の双方の契約者に係る接続送電サービス料金または予備送電サービス料金および１供給地点につき，１接続送電サービスまたは１予備送電サービスを適用した場合の接続送電サービス料金または予備送電サービス	c　分割接続供給の場合は，ａおよびｂにかかわらず，次のとおりといたします。 (a)　契約者が，１供給地点につき，１接続送電サービスまたは１予備送電サービスを適用した場合の接続送電サービス契約電力または予備送電サービス契約電力を新たに設定し，または増加された後１年に満たないでこれを消滅させる場合は，それまでの期間の双方の契約者に係る接続送電サービス料金または予備送電サービス料金および１供給地点につき，１接続送電サービスまたは１予備送電サービスを適用した場合の接続送電サービス料金または予備送電サービス料金について，さかのぼって，新たに設定し，または増加された契約電力分につき該当料金の20パーセントを割増ししたものを適用いたします。 　また，当社は，契約者が，１供給地点につき，１接続送電サービスまたは１予備送電サービスを適用した場合の接続送電サービス契約電力または予備送電サービス契約電力を新たに設定し，または増加されたことにともない新たに施設した供給設備について，72（臨時工事費）の臨時工事費として算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額を，双方の契約者と当社との協議によって，一方または双方の契約者と精算いたします。 　なお，増加後に消滅させる場合には，それぞれの接続供給電力量は，接続送電サービス契約電力の増加分と残余分の比であん分したものといたします。 (b)　契約者が，１供給地点につき，１接続送電サービスまたは１予備送電サービスを適用した場合の接続送電サービス契約電力または予備送電サービス契約電力を新たに設定し，または増加された後１年に満たないでこれを減少しようとされる場合は，それまでの期間の双方の契約者に係る接続送電サービス料金または予備送電サービス料金および１供給地点につき，１接続送電サービスまたは１予備送電サービスを適用した場合の接続送電サービス料金または予備送電サービス

現　行（令和６年10月１日実施）	変更後（令和７年４月１日実施予定）
料金について，さかのぼって，減少契約電力分につき該当料金の20パーセントを割増ししたものを適用いたします。 　また，当社の供給設備のうち，１供給地点につき，１接続送電サービスまたは１予備送電サービスを適用した場合の接続送電サービス契約電力または予備送電サービス契約電力の減少に見合う部分について，72（臨時工事費）の臨時工事費として算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額を，双方の契約者と当社との協議によって，一方または双方の契約者~~から申し受けます~~。 　なお，この場合には，それぞれの接続供給電力量は，接続送電サービス契約電力の減少分と残余分の比であん分したものといたします。	料金について，さかのぼって，減少契約電力分につき該当料金の20パーセントを割増ししたものを適用いたします。 　また，当社の供給設備のうち，１供給地点につき，１接続送電サービスまたは１予備送電サービスを適用した場合の接続送電サービス契約電力または予備送電サービス契約電力の減少に見合う部分について，72（臨時工事費）の臨時工事費として算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額を，双方の契約者と当社との協議によって，一方または双方の契約者と精算いたします。 　なお，この場合には，それぞれの接続供給電力量は，接続送電サービス契約電力の減少分と残余分の比であん分したものといたします。
(c)　(a)または(b)で料金~~の~~精算~~を行なう~~場合で，それぞれの契約者に係る接続送電サービス料金の合計と，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービス料金との間に差が生ずるときは，33（料金の算定）(12)に準じて接続送電サービス料金の調整を行ない，それぞれの契約者に係る予備送電サービス料金の合計と，１供給地点につき，１予備送電サービスを適用した場合の予備送電サービス料金との間に差が生ずるときは，33（料金の算定）(14)に準じて予備送電サービス料金の調整を行ないます。	(c)　(a)または(b)で料金を精算する場合で，それぞれの契約者に係る接続送電サービス料金の合計と，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービス料金との間に差が生ずるときは，33（料金の算定）(12)に準じて接続送電サービス料金の調整を行ない，それぞれの契約者に係る予備送電サービス料金の合計と，１供給地点につき，１予備送電サービスを適用した場合の予備送電サービス料金との間に差が生ずるときは，33（料金の算定）(14)に準じて予備送電サービス料金の調整を行ないます。
(ハ)　19（接続送電サービス）(2)イ(イ)によって接続送電サービス契約電力を定める契約者（19〔接続送電サービス〕(2)ニで需要者の発電設備の検査，補修または事故〔停電による停止等を含みます。〕により生じた不足電力の補給にあてるための電気の供給分以外の供給分について，19〔接続送電サービス〕(2)イ(イ)に準じて定める契約者を含みます。）が，需要場所における受電設備等を新たに設定し，または需要場所における受電設備の総容量等を増加された日以降１年に満たないで接続送電サービス契約電力を消滅させ，または19（接続送電サービス）(2)イ(イ)ｃにより接続送電サービス契約電力を減少しようとされる場合は，(イ)または(ロ)に準ずるものといたします。この場合，(イ)または(ロ)にいう接続送電サービス契約電力を新たに設定するとは，需要場所における受電設備等を新たに設定することとし，接続送電サービス契約電力を増加するとは，需要場所における受電設備の総容量等を増加することとし，接続送電サービス契約電力を減少するとは，19（接続送電サービス）(2)イ(イ)ｃにより接続送電サービス契約電力を減少することといたします。	(ハ)　19（接続送電サービス）(2)イ(イ)によって接続送電サービス契約電力を定める契約者（19〔接続送電サービス〕(2)ニで需要者の発電設備の検査，補修または事故〔停電による停止等を含みます。〕により生じた不足電力の補給にあてるための電気の供給分以外の供給分について，19〔接続送電サービス〕(2)イ(イ)に準じて定める契約者を含みます。）が，需要場所における受電設備等を新たに設定し，または需要場所における受電設備の総容量等を増加された日以降１年に満たないで接続送電サービス契約電力を消滅させ，または19（接続送電サービス）(2)イ(イ)ｃにより接続送電サービス契約電力を減少しようとされる場合は，(イ)または(ロ)に準ずるものといたします。この場合，(イ)または(ロ)にいう接続送電サービス契約電力を新たに設定するとは，需要場所における受電設備等を新たに設定することとし，接続送電サービス契約電力を増加するとは，需要場所における受電設備の総容量等を増加することとし，接続送電サービス契約電力を減少するとは，19（接続送電サービス）(2)イ(イ)ｃにより接続送電サービス契約電力を減少することといたします。
ロ　発電量調整供給の場合	ロ　発電量調整供給の場合
(イ)　発電契約者が契約受電電力，同時最大受電電力または予備送電サービス契約電力を新たに設定し，または増加された後１年に満たないでこれを消滅させる場合は，新たに施設した当社の供給設備を撤去する場合の諸工費から，その撤去後の資材の残存価額を差し引いた金額を申し受けます。	(イ)　発電契約者が契約受電電力，同時最大受電電力または予備送電サービス契約電力を新たに設定し，または増加された後１年に満たないでこれを消滅させる場合は，新たに施設した当社の供給設備を撤去する場合の諸工費から，その撤去後の資材の残存価額を差し引いた金額を申し受けます。
(ロ)　発電契約者が契約受電電力，同時最大受電電力または予備送電サービス契約電力を新たに設定し，または増加された後１年に満たないでこれを減少しようとされる場合は，当社の供給設備のうち契約受電電力，同時最大受電電力または予備送電サービス契約電力の減少に見合う部分について，新たに施設した当社の供給設備を撤去する場合の諸工費から，その撤去後の資材の残存価額を差し引いた金額を申し受けます。	(ロ)　発電契約者が契約受電電力，同時最大受電電力または予備送電サービス契約電力を新たに設定し，または増加された後１年に満たないでこれを減少しようとされる場合は，当社の供給設備のうち契約受電電力，同時最大受電電力または予備送電サービス契約電力の減少に見合う部分について，新たに施設した当社の供給設備を撤去する場合の諸工費から，その撤去後の資材の残存価額を差し引いた金額を申し受けます。

現　行（令和６年10月１日実施）	変更後（令和７年４月１日実施予定）
(2)　発電者または需要者が当社の供給設備を同一の使用形態で利用され，利用されてからの期間が１年以上になる場合には，１年以上利用される契約電力等に見合う部分については，(1)にかかわらず精算いたしません。 なお，接続供給契約または発電量調整供給契約の消滅または変更の日以降に１年以上にならないことが明らかになった場合には，明らかになった日に(1)に準じて精算~~を行ない~~ます。	(2)　発電者または需要者が当社の供給設備を同一の使用形態で利用され，利用されてからの期間が１年以上になる場合には，１年以上利用される契約電力等に見合う部分については，(1)にかかわらず精算いたしません。 なお，接続供給契約または発電量調整供給契約の消滅または変更の日以降に１年以上にならないことが明らかになった場合には，明らかになった日に(1)に準じて精算いたします。
55　解　約　等 (6)　発電量調整供給契約または系統連系受電契約の場合で，発電量調整供給契約または系統連系受電契約を締結している発電場所と同一の場所である需要場所において締結している接続供給契約（発電設備等に係る供給地点の接続供給契約に限ります。）が(1)によって解約されたときは，発電契約者または発電者からの申出がない場合であっても，当社は，当該発電場所に係る発電量調整供給を終了させるための処置を行ないます。 この場合，当社が当該発電場所に係る発電量調整供給を終了させるための処置を行なった日に発電量調整供給契約および系統連系受電契約は変更され，または消滅するものといたします。	**55　解　約　等** (6)　発電量調整供給契約または系統連系受電契約の場合で，発電量調整供給契約または系統連系受電契約を締結している発電場所と同一の場所である需要場所において締結している接続供給契約（発電設備等に係る供給地点の接続供給契約に限ります。また，分割接続供給の場合は，当該供給地点に係るすべての接続供給契約といたします。）が(1)によって解約されたときは，発電契約者または発電者からの申出がない場合であっても，当社は，当該発電場所に係る発電量調整供給を終了させるための処置を行ないます。 この場合，当社が当該発電場所に係る発電量調整供給を終了させるための処置を行なった日に発電量調整供給契約および系統連系受電契約は変更され，または消滅するものといたします。
Ⅷ　工事費の負担 **66　受電地点への供給設備の工事費負担金** (3)　受電地点への供給設備を変更する場合の工事費負担金 イ　発電契約者が契約受電電力または予備送電サービス契約電力の増加にともなわないで，発電契約者の希望によって当該受電地点への供給設備を変更する場合は，62（引込線の接続），63（計量器等の取付け）または64（通信設備等の施設）によって実費を申し受ける場合を除き，当社は，その工事費の全額を工事費負担金として発電契約者から申し受けます。 ~~ロ~~　44（託送供給等にともなう協力）によって受電地点への供給設備を新たに施設または変更する場合には，当社は，その工事費の全額を工事費負担金として発電契約者から申し受けます。	**Ⅷ　工事費の負担** **66　受電地点への供給設備の工事費負担金** (3)　受電地点への供給設備を変更する場合の工事費負担金 イ　発電契約者が契約受電電力または予備送電サービス契約電力の増加にともなわないで，発電契約者の希望によって当該受電地点への供給設備を変更する場合は，62（引込線の接続），63（計量器等の取付け）または64（通信設備等の施設）によって実費を申し受ける場合を除き，当社は，その工事費の全額を工事費負担金として発電契約者から申し受けます。 ロ　混雑緩和プロセスにより供給設備を変更する場合は，イにかかわらず，その工事費のうち，発電等設備の設置に伴う電力系統の増強及び事業者の費用負担等の在り方に関する指針にもとづき算定した金額を工事費負担金として発電契約者から申し受けます。 ハ　44（託送供給等にともなう協力）によって受電地点への供給設備を新たに施設または変更する場合には，当社は，その工事費の全額を工事費負担金として発電契約者から申し受けます。
69　供給地点への供給設備の工事費負担金 (1)　供給側接続設備の工事費負担金 イ　低圧または高圧で供給する場合 (ｲ)　契約者が新たに接続供給を開始し，または接続送電サービス契約電力等を増加される場合（新たに接続供給を開始される場合で，当該接続供給を開始される前から引き続き当社の供給設備を利用され，かつ，下位の供給電圧に変更されるときを除きます。）で，これにともない新たに施設される供給側接続設備（専用供給設備および予備供給設備を除きます。）の工事こう長が無償こう長（架空の	**69　供給地点への供給設備の工事費負担金** (1)　供給側接続設備の工事費負担金 イ　低圧または高圧で供給する場合 (ｲ)　契約者が新たに接続供給を開始し，または接続送電サービス契約電力等を増加される場合（新たに接続供給を開始される場合で，当該接続供給を開始される前から引き続き当社の供給設備を利用され，かつ，下位の供給電圧に変更されるときを除きます。）で，これにともない新たに施設される供給側接続設備（専用供給設備および予備供給設備を除きます。）の工事こう長が無償こう長（架空の

現　行（令和６年10月１日実施）	変更後（令和７年４月１日実施予定）

場合は1,000メートル，地中の場合は150メートルといたします。）をこえるときには，当社は，その超過こう長に次の金額を乗じてえた金額を工事費負担金として契約者から申し受けます。この場合，工事費負担金は，供給地点ごとに算定いたします。

区　　分	単　　位	金　　額
架空供給側接続設備の場合	超過こう長１メートルにつき	3,410円00銭
地中供給側接続設備の場合	超過こう長１メートルにつき	27,280円00銭

なお，張替えまたは添架を行なう場合は，架空供給側接続設備についてはその工事こう長の60パーセント，地中供給側接続設備についてはその工事こう長の20パーセントに相当する値を新たに施設される供給側接続設備の工事こう長とみなします。

(ﾛ)　２以上の供給地点に係る供給側接続設備の全部または一部を共用する場合の工事費負担金の算定は，次によります。

ａ　２以上の契約者から共同して申込みがあった場合，または契約者から２以上の供給地点について申込みがあり，かつ，一括して算定することを希望される場合の工事費負担金の無償こう長は，(ｲ)の無償こう長に供給地点の数を乗じてえた値といたします。

ｂ　２以上の契約者から同時に申込みがあった場合，または契約者から２以上の供給地点について申込みがあり，かつ，一括して算定することを希望されない場合の工事費負担金は，供給地点ごとに算定いたします。この場合，それぞれの供給地点における供給側接続設備の工事こう長については，共用される部分の工事こう長を共用する供給地点の数で除してえた値にその供給地点に係って単独で使用される部分の工事こう長を加えた値を，新たに施設される供給側接続設備の工事こう長といたします。

(ﾊ)　架空供給側接続設備と地中供給側接続設備とをあわせて施設する場合の(ｲ)の超過こう長は，次により算定いたします。

ａ　地中供給側接続設備の超過こう長は，地中供給側接続設備の工事こう長から地中供給側接続設備の無償こう長を差し引いた値といたします。

ｂ　架空供給側接続設備の超過こう長は，架空供給側接続設備の工事こう長といたします。ただし，地中供給側接続設備の工事こう長が地中供給側接続設備の無償こう長を下回る場合は，次によります。

$$\text{架空供給側接続設備の超過こう長} = \text{架空供給側接続設備の工事こう長} - \left(\text{地中供給側接続設備の無償こう長} - \text{地中供給側接続設備の工事こう長}\right) \times \frac{\text{架空供給側接続設備の無償こう長}}{\text{地中供給側接続設備の無償こう長}}$$

ロ　特別高圧で供給する場合

(ｲ)　契約者が新たに接続供給を開始し，または接続送電サービス契約電力を増加される場合（新たに接続供給を開始される場合で，当該接続供給を開始される前から引き続き当社の供給設備を利用され，

場合は1,000メートル，地中の場合は150メートルといたします。）をこえるときには，当社は，その超過こう長に次の金額を乗じてえた金額を工事費負担金として契約者から申し受けます。この場合，工事費負担金は，供給地点ごとに算定いたします。

区　　分	単　　位	金　　額
架空供給側接続設備の場合	超過こう長１メートルにつき	3,410円00銭
地中供給側接続設備の場合	超過こう長１メートルにつき	27,280円00銭

なお，張替えまたは添架を行なう場合は，架空供給側接続設備についてはその工事こう長の60パーセント，地中供給側接続設備についてはその工事こう長の20パーセントに相当する値を新たに施設される供給側接続設備の工事こう長とみなします。

(ﾛ)　２以上の供給地点に係る供給側接続設備の全部または一部を共用する場合の工事費負担金の算定は，次によります。

ａ　２以上の契約者から共同して申込みがあった場合，または契約者から２以上の供給地点について申込みがあり，かつ，一括して算定することを希望される場合の工事費負担金の無償こう長は，(ｲ)の無償こう長に供給地点の数を乗じてえた値といたします。

ｂ　２以上の契約者から同時に申込みがあった場合，または契約者から２以上の供給地点について申込みがあり，かつ，一括して算定することを希望されない場合の工事費負担金は，供給地点ごとに算定いたします。この場合，それぞれの供給地点における供給側接続設備の工事こう長については，共用される部分の工事こう長を共用する供給地点の数で除してえた値にその供給地点に係って単独で使用される部分の工事こう長を加えた値を，新たに施設される供給側接続設備の工事こう長といたします。

(ﾊ)　架空供給側接続設備と地中供給側接続設備とをあわせて施設する場合の(ｲ)の超過こう長は，次により算定いたします。

ａ　地中供給側接続設備の超過こう長は，地中供給側接続設備の工事こう長から地中供給側接続設備の無償こう長を差し引いた値といたします。

ｂ　架空供給側接続設備の超過こう長は，架空供給側接続設備の工事こう長といたします。ただし，地中供給側接続設備の工事こう長が地中供給側接続設備の無償こう長を下回る場合は，次によります。

$$\text{架空供給側接続設備の超過こう長} = \text{架空供給側接続設備の工事こう長} - \left(\text{地中供給側接続設備の無償こう長} - \text{地中供給側接続設備の工事こう長}\right) \times \frac{\text{架空供給側接続設備の無償こう長}}{\text{地中供給側接続設備の無償こう長}}$$

ロ　特別高圧で供給する場合

(ｲ)　契約者が新たに接続供給を開始し，または接続送電サービス契約電力を増加される場合（新たに接続供給を開始される場合で，当該接続供給を開始される前から引き続き当社の供給設備を利用され，

<table>
<tr>
<th>現　行（令和６年10月１日実施）</th>
<th>変更後（令和７年４月１日実施予定）</th>
</tr>
<tr>
<td>
かつ，下位の供給電圧に変更されるときを除きます。）で，これにともない新たに施設される供給側接続設備（専用供給設備および予備供給設備を除きます。）についてａにより算定される工事費がｂの当社負担額をこえるときには，当社は，その超過額を工事費負担金として契約者から申し受けます。この場合，工事費負担金は，供給地点ごとに算定いたします。
ａ　工　事　費
（a）　架空供給側接続設備の場合
（工事こう長100メートル当たり）
<table>
<tr><td rowspan="2">新増加接続送電サービス契約
電力１キロワットにつき</td><td>標準電圧20,000ボルトで供給する場合</td><td>561円00銭</td></tr>
<tr><td>標準電圧60,000ボルトで供給する場合</td><td>176円00銭</td></tr>
</table>
なお，標準電圧20,000ボルトで当社が供給する場合で，支持物に電柱を使用するときには，その部分の単価は，上表の該当欄の単価の15パーセントといたします。
（b）　地中供給側接続設備の場合
（工事こう長100メートル当たり）
<table>
<tr><td rowspan="2">新増加接続送電サービス契約
電力１キロワットにつき</td><td>標準電圧20,000ボルトで供給する場合</td><td>649円00銭</td></tr>
<tr><td>標準電圧60,000ボルトで供給する場合</td><td>594円00銭</td></tr>
</table>
なお，張替えを行なう場合には，その部分の単価は，上表の該当欄の単価の20パーセントといたします。
</td>
<td>
かつ，下位の供給電圧に変更されるときを除きます。）で，これにともない新たに施設される供給側接続設備（専用供給設備および予備供給設備を除きます。）についてａにより算定される工事費がｂの当社負担額をこえるときには，当社は，その超過額を工事費負担金として契約者から申し受けます。この場合，工事費負担金は，供給地点ごとに算定いたします。
ａ　工　事　費
（a）　架空供給側接続設備の場合
（工事こう長100メートル当たり）
<table>
<tr><td rowspan="2">新増加接続送電サービス契約
電力１キロワットにつき</td><td>標準電圧20,000ボルトで供給する場合</td><td>561円00銭</td></tr>
<tr><td>標準電圧60,000ボルトで供給する場合</td><td>176円00銭</td></tr>
</table>
なお，標準電圧20,000ボルトで当社が供給する場合で，支持物に電柱を使用するときには，その部分の単価は，上表の該当欄の単価の15パーセントといたします。
また，標準電圧20,000ボルトまたは60,000ボルト以外の電圧で当社が供給する場合は，その工事費の全額といたします。
（b）　地中供給側接続設備の場合
（工事こう長100メートル当たり）
<table>
<tr><td rowspan="2">新増加接続送電サービス契約
電力１キロワットにつき</td><td>標準電圧20,000ボルトで供給する場合</td><td>649円00銭</td></tr>
<tr><td>標準電圧60,000ボルトで供給する場合</td><td>594円00銭</td></tr>
</table>
なお，張替えを行なう場合には，その部分の単価は，上表の該当欄の単価の20パーセントといたします。
また，標準電圧20,000ボルトまたは60,000ボルト以外の電圧で当社が供給する場合は，その工事費の全額といたします。
</td>
</tr>
</table>

現　行（令和６年10月１日実施）	変更後（令和７年４月１日実施予定）
b　当社負担額 新増加接続送電サービス契約電力１キロワットにつき　5,500円00銭 (ﾛ)　契約者が新たに接続供給を開始し，または接続送電サービス契約電力を増加される場合で，使用開始後３年以内の供給設備を利用して当社が供給するときは，新たに利用される部分を新たに施設される供給側接続設備とみなします。 ハ　19（接続送電サービス）(2)ニにより接続送電サービス契約電力を定める供給地点の接続送電サービス契約電力は，この(1)の工事費負担金の算定上，需要者の発電設備の検査，補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気の供給分を含まないものといたします。 ニ　次の言葉は，Ⅷ（工事費の負担）の各項においてそれぞれ次の意味で使用いたします。 (ｲ)　供給側接続設備 供給地点への供給の用に供することを主たる目的とする供給設備であって，発電所または変電所の引出口に施設される断路器の供給地点側接続点（送電線路から供給側接続設備を分岐する場合は，送電線路の接続点といたします。）から他の発電所または変電所を経ないで供給地点に至る電線および引込線等をいいます。 (ﾛ)　供給地点 会社間連系点以外の供給地点をいいます。 (ﾊ)　工事こう長 標準設計にもとづき算定される供給地点から最も近い供給設備までの供給側接続設備のこう長をいい，実際に施設されるこう長とは異なることがあります。 なお，単位は，１メートルとし，その端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。 ホ　低圧で供給する場合，Ⅷ（工事費の負担）の各項において，接続送電サービス契約電力等を増加される場合とは，次の値が増加する場合といたします。 (ｲ)　電灯定額接続送電サービスおよび電灯臨時定額接続送電サービスの場合の契約負荷設備の総容量 (ﾛ)　契約電力 (ﾊ)　契約容量 なお，19（接続送電サービス）(2)イ(ｲ)によって接続送電サービス契約電力を定める場合で，需要場所における負荷設備の総容量等を増加されるときは，接続送電サービス契約電力等を増加されるものとみなします。 また，供給電気方式を交流単相２線式標準電圧100ボルトまたは200ボルトから交流単相３線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトに変更される場合は，接続送電サービス契約電力等を増加されるものとみなします。 ヘ　高圧で供給する場合で，19（接続送電サービス）(2)イ(ｲ)によって接続送電サービス契約電力を定めるとき（19〔接続送電サービス〕(2)ニで，需要者の発電設備の検査，補修または事故〔停電による停止等を含みます。〕により生じた不足電力の補給にあてるための電気の供給分以外の供給分について，19〔接続送電サービス〕(2)イ(ｲ)に準じて定める場合を含みます。）には，Ⅷ（工事費の負担）の各項において，接続送電サービス契約電力等を増加される場合とは，需要場所における受電設備の総容量を増	b　当社負担額 新増加接続送電サービス契約電力１キロワットにつき　5,500円00銭 (ﾛ)　契約者が新たに接続供給を開始し，または接続送電サービス契約電力を増加される場合で，使用開始後３年以内の供給設備を利用して当社が供給するときは，新たに利用される部分を新たに施設される供給側接続設備とみなします。 ハ　19（接続送電サービス）(2)ニにより接続送電サービス契約電力を定める供給地点の接続送電サービス契約電力は，この(1)の工事費負担金の算定上，需要者の発電設備の検査，補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気の供給分を含まないものといたします。 ニ　次の言葉は，Ⅷ（工事費の負担）の各項においてそれぞれ次の意味で使用いたします。 (ｲ)　供給側接続設備 供給地点への供給の用に供することを主たる目的とする供給設備であって，発電所または変電所の引出口に施設される断路器の供給地点側接続点（送電線路から供給側接続設備を分岐する場合は，送電線路の接続点といたします。）から他の発電所または変電所を経ないで供給地点に至る電線および引込線等をいいます。 (ﾛ)　供給地点 会社間連系点以外の供給地点をいいます。 (ﾊ)　工事こう長 標準設計にもとづき算定される供給地点から最も近い供給設備までの供給側接続設備のこう長をいい，実際に施設されるこう長とは異なることがあります。 なお，単位は，１メートルとし，その端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。 ホ　低圧で供給する場合，Ⅷ（工事費の負担）の各項において，接続送電サービス契約電力等を増加される場合とは，次の値が増加する場合といたします。 (ｲ)　電灯定額接続送電サービスおよび電灯臨時定額接続送電サービスの場合の契約負荷設備の総容量 (ﾛ)　契約電力 (ﾊ)　契約容量 なお，19（接続送電サービス）(2)イ(ｲ)によって接続送電サービス契約電力を定める場合で，需要場所における負荷設備の総容量等を増加されるときは，接続送電サービス契約電力等を増加されるものとみなします。 また，供給電気方式を交流単相２線式標準電圧100ボルトまたは200ボルトから交流単相３線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトに変更される場合は，接続送電サービス契約電力等を増加されるものとみなします。 ヘ　高圧で供給する場合で，19（接続送電サービス）(2)イ(ｲ)によって接続送電サービス契約電力を定めるとき（19〔接続送電サービス〕(2)ニで，需要者の発電設備の検査，補修または事故〔停電による停止等を含みます。〕により生じた不足電力の補給にあてるための電気の供給分以外の供給分について，19〔接続送電サービス〕(2)イ(ｲ)に準じて定める場合を含みます。）には，Ⅷ（工事費の負担）の各項において，接続送電サービス契約電力等を増加される場合とは，需要場所における受電設備の総容量を増

現　行（令和６年10月１日実施）	変更後（令和７年４月１日実施予定）
加される場合といたします。 ト　分割接続供給の場合の供給側接続設備の工事費負担金は，イ，ロまたはハに準じて算定し，双方の契約者と当社との協議のうえ，一方または双方の契約者から申し受けます。この場合，工事費負担金の算定上，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービス契約電力を接続送電サービス契約電力とみなします。 (4)　工事費の算定 (2)および(3)の場合の工事費は，次により算定いたします。 イ　工事費は，契約者が標準設計をこえる設計によることを希望される場合を除き，次により算定した標準設計工事費といたします。 (ｲ)　標準設計工事費は，工事費負担金の対象となる供給設備の工事に要する材料費，工費および諸掛りの合計額といたします。 (ﾛ)　材料費は，払出時の単価（電気事業会計規則に定められた方法によって算出した貯蔵品の払出単価等をいいます。）によって算定いたします。 (ﾊ)　諸掛りは，測量監督費，諸経費，補償費，建設分担関連費およびその他の費用を含み，次により算定いたします。 a　土地費（電気事業会計規則に定められた固定資産土地として計上される金額）は，工事費に計上いたしません。ただし，架空供給側接続設備の経過地に地役権を設定する場合には，その設定にともなう費用（地役権の登記に要する費用を除きます。）の50パーセントに相当する金額は工事費に計上いたします。 b　架空供給側接続設備の経過地に建造物の構築，竹木の植栽等架空供給側接続設備に支障を及ぼす行為を行なわないことを条件とする補償契約を締結する場合は，その線下補償費の50パーセントに相当する金額を工事費に計上いたします。 c　補償費中残地補償費は，それが明確に区分されている場合に限り工事費に計上いたします。 d　建設分担関連費は，電気事業会計規則等に定められた電気事業固定資産に振り替えられる範囲に限り工事費に計上いたします。 (ﾆ)　撤去工事がある場合は，(ｲ)により算定される工事費の合計額から撤去後の資材の残存価額を差し引いた金額に，撤去する場合の諸工費（諸掛りを含みます。）を加えた金額といたします。 (ﾎ)　契約者の希望により暫定的に利用される供給設備を施設する場合の工事費は，72（臨時工事費）に準じて算定いたします。 ロ　契約者が標準設計をこえる設計によることを希望される場合の工事費は，イに準じて算定いたします。 ハ　(2)イ(ｲ)または(ﾛ) a に該当し，かつ，その工事費を(1)イ(ｲ)に定める超過こう長１メートル当たりの金額または(1)ロ(ｲ) a に定める工事費単価にもとづいて算定することが適当と認められるときは，イおよびロにかかわらず，標準設計をこえる設計で施設される供給設備の工事費および標準設計工事費をいずれも(1)イ(ｲ)または(1)ロ(ｲ) a にもとづいて算定いたします。 なお，(1)イ(ｲ)にもとづいて算定する場合は，超過こう長１メートル当たりの金額を新たに施設される供給側接続設備の全工事こう長に適用して工事費を算定いたします。	加される場合といたします。 ト　分割接続供給の場合の供給側接続設備の工事費負担金は，イ，ロまたはハに準じて算定し，双方の契約者と当社との協議のうえ，一方または双方の契約者から申し受けます。この場合，工事費負担金の算定上，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービス契約電力を接続送電サービス契約電力とみなします。 (4)　工事費の算定 (2)および(3)の場合の工事費は，次により算定いたします。 イ　工事費は，契約者が標準設計をこえる設計によることを希望される場合を除き，次により算定した標準設計工事費といたします。 (ｲ)　標準設計工事費は，工事費負担金の対象となる供給設備の工事に要する材料費，工費および諸掛りの合計額といたします。 (ﾛ)　材料費は，払出時の単価（電気事業会計規則に定められた方法によって算出した貯蔵品の払出単価等をいいます。）によって算定いたします。 (ﾊ)　諸掛りは，測量監督費，諸経費，補償費，建設分担関連費およびその他の費用を含み，次により算定いたします。 a　土地費（電気事業会計規則に定められた固定資産土地として計上される金額）は，工事費に計上いたしません。ただし，架空供給側接続設備の経過地に地役権を設定する場合には，その設定にともなう費用（地役権の登記に要する費用を除きます。）の50パーセントに相当する金額は工事費に計上いたします。 b　架空供給側接続設備の経過地に建造物の構築，竹木の植栽等架空供給側接続設備に支障を及ぼす行為を行なわないことを条件とする補償契約を締結する場合は，その線下補償費の50パーセントに相当する金額を工事費に計上いたします。 c　補償費中残地補償費は，それが明確に区分されている場合に限り工事費に計上いたします。 d　建設分担関連費は，電気事業会計規則等に定められた電気事業固定資産に振り替えられる範囲に限り工事費に計上いたします。 (ﾆ)　撤去工事がある場合は，(ｲ)により算定される工事費の合計額から撤去後の資材の残存価額を差し引いた金額に，撤去する場合の諸工費（諸掛りを含みます。）を加えた金額といたします。 (ﾎ)　契約者の希望により暫定的に利用される供給設備を施設する場合の工事費は，72（臨時工事費）に準じて算定いたします。 ロ　契約者が標準設計をこえる設計によることを希望される場合の工事費は，イに準じて算定いたします。 ハ　(2)イ(ｲ)または(ﾛ) a に該当し，かつ，その工事費を(1)イ(ｲ)に定める超過こう長１メートル当たりの金額または(1)ロ(ｲ) a に定める工事費単価にもとづいて算定することが適当と認められるときは，イおよびロにかかわらず，標準設計をこえる設計で施設される供給設備の工事費および標準設計工事費をいずれも(1)イ(ｲ)または(1)ロ(ｲ) a にもとづいて算定いたします。 なお，(1)イ(ｲ)にもとづいて算定する場合は，超過こう長１メートル当たりの金額を新たに施設される供給側接続設備の全工事こう長に適用して工事費を算定いたします。

現　行（令和６年10月１日実施）	変更後（令和７年４月１日実施予定）
ニ　当社が将来の需要を考慮してあらかじめ施設した鉄塔，管路等を利用して供給する場合は，新たに施設される電線路に必要とされる回線数，管路孔数等に応じて次により算定した金額を電線路の工事費に算入いたします。 (ｲ)　鉄塔を利用して電気を供給する場合 $\text{工事費} \times \frac{\text{使用回線数}}{\text{施設回線数}}$ (ﾛ)　管路等を利用して電気を供給する場合 $\text{工事費} \times \frac{\text{使用孔数}}{\text{施設孔数－予備孔数}}$	ニ　当社が将来の需要を考慮してあらかじめ施設した鉄塔，管路等を利用して供給する場合は，新たに施設される電線路に必要とされる回線数，管路孔数等に応じて次により算定した金額を電線路の工事費に算入いたします。 (ｲ)　鉄塔を利用して電気を供給する場合 $\text{工事費} \times \frac{\text{使用回線数}}{\text{施設回線数}}$ (ﾛ)　管路等を利用して電気を供給する場合 $\text{工事費} \times \frac{\text{使用孔数}}{\text{施設孔数－予備孔数}}$
ホ　当社が特別高圧で供給する電気について，使用開始後３年以内の供給設備を利用する場合は，新たに利用される部分を新たに施設される供給側接続設備とみなします。 なお，この場合の工事費は，(1)ロ(ｲ) a に準じて算定いたします。	ホ　当社が特別高圧で供給する電気について，使用開始後３年以内の供給設備を利用する場合は，新たに利用される部分を新たに施設される供給側接続設備とみなします。 なお，この場合の工事費は，(1)ロ(ｲ) a に準じて算定いたします。
ヘ　(2)ロの場合の工事費は，次のとおりといたします。 (ｲ)　高圧で供給する場合 (1)イ(ｲ)に定める超過こう長１メートル当たりの金額にもとづいて算定することが適当と認められる場合は，イまたはロにかかわらず，その工事費を(1)イ(ｲ)にもとづいて算定いたします。この場合，超過こう長１メートル当たりの金額を新たに施設される供給側接続設備の全工事こう長に適用して算定いたします。 (ﾛ)　特別高圧で供給する場合 契約者が標準設計をこえる設計によることを希望される場合を除き，イにかかわらず，(1)ロ(ｲ) a および(ﾛ)によって算定いたします。 なお，21（予備送電サービス）によって当社が供給する場合で，供給側接続設備（専用供給設備および予備供給設備を除きます。）と予備供給設備とを同一支持物に同時に施設するときの予備供給設備の工事費は，(1)ロ(ｲ) a の該当欄の単価の20パーセントを適用して算定いたします。	ヘ　(2)ロの場合（特別高圧で供給する場合は，標準電圧20,000ボルトまたは60,000ボルトで当社が供給するときに限ります。）の工事費は，次のとおりといたします。 (ｲ)　高圧で供給する場合 (1)イ(ｲ)に定める超過こう長１メートル当たりの金額にもとづいて算定することが適当と認められる場合は，イまたはロにかかわらず，その工事費を(1)イ(ｲ)にもとづいて算定いたします。この場合，超過こう長１メートル当たりの金額を新たに施設される供給側接続設備の全工事こう長に適用して算定いたします。 (ﾛ)　特別高圧で供給する場合 契約者が標準設計をこえる設計によることを希望される場合を除き，イにかかわらず，(1)ロ(ｲ) a および(ﾛ)によって算定いたします。 なお，21（予備送電サービス）によって当社が供給する場合で，供給側接続設備（専用供給設備および予備供給設備を除きます。）と予備供給設備とを同一支持物に同時に施設するときの予備供給設備の工事費は，(1)ロ(ｲ) a の該当欄の単価の20パーセントを適用して算定いたします。
ト　低圧または高圧で供給する場合で，工事費を当社が定める単位当たりの金額にもとづいて算定することが適当と認められるとき（ハおよびヘ(ｲ)の場合を除きます。）は，イまたはロにかかわらず，工事費を当該金額にもとづいて算定いたします。	ト　低圧または高圧で供給する場合で，工事費を当社が定める単位当たりの金額にもとづいて算定することが適当と認められるとき（ハおよびヘ(ｲ)の場合を除きます。）は，イまたはロにかかわらず，工事費を当該金額にもとづいて算定いたします。
70　工事費負担金の申受けおよび精算 (1)　当社は，工事費負担金を原則として供給準備着手前に契約者または発電契約者から申し受けます。 なお，９（検討および契約の申込み）(4)にもとづき系統連系保証金を申し受けた場合は，系統連系保証金を工事費負担金に充当いたします。	**70　工事費負担金の申受けおよび精算** (1)　当社は，工事費負担金を原則として供給準備着手前に契約者または発電契約者から申し受けます。 なお，９（検討および契約の申込み）(4)にもとづき系統連系保証金を申し受けた場合または51（契約の変更）(6)ハにもとづき混雑緩和プロセスに関する保証金を申し受けた場合は，系統連系保証金または混雑緩和プロセスに関する保証金を工事費負担金に充当いたします。

現　行（令和６年10月１日実施）	変更後（令和７年４月１日実施予定）
71　供給開始に至らないで契約を廃止または変更される場合の費用の申受け	**71　供給開始に至らないで契約を廃止または変更される場合等の費用の申受け** (3)　混雑緩和プロセスにともなう供給設備の変更を中止される場合等の費用の申受け 混雑緩和プロセスにともない供給設備の一部または全部を変更した後，発電契約者または発電者の都合によって供給設備の変更を中止される場合等は，当社は，要した費用の実費を発電契約者から申し受けます。ただし，発電契約者との間で混雑緩和プロセスにもとづき工事費負担金補償金を定める場合は，供給設備の工事を行なう前であっても，原則としてその金額を発電契約者から申し受けます。 なお，電力広域的運営推進機関送配電等業務指針に定める混雑緩和プロセスに関する保証金を返還する事情に該当する場合は，当社は，混雑緩和プロセスに関する保証金をお返しいたします。 また，実際に供給設備の工事を行なわなかった場合であっても，測量監督，設計および調達した資材等に費用を要したときは，その実費を発電契約者から申し受けます。

現　行（令和６年10月１日実施）	変更後（令和７年４月１日実施予定）
附　　則	**附　　則**
１　実　施　期　日 この約款は，令和~~６~~年~~10~~月１日から実施いたします。	**１　実　施　期　日** この約款は，令和７年４月１日から実施いたします。
２　揚水発電設備等が設置された需要場所に接続供給を行なう場合の特別措置 (1)　適　用　範　囲 イ　~~揚水発電設備または蓄電池（以下「~~揚水発電設備等~~」といいます。）~~が設置された需要場所に供給され揚水または蓄電された接続供給に係る電気が，当該需要場所以外の需要場所に託送供給される場合であること。 ロ　イの接続供給に係る電気と，それ以外の電気（揚水発電設備等が設置された需要場所内で使用される電気や揚水発電設備等が設置された需要場所内で発電または放電された電気等をいいます。）とを，物理的に区分する等，何らかの方法で明確に区分が可能となるよう措置されており，(ｲ)および(ﾛ)を明確に区分して定めることが可能であること。ただし，技術上，経済上やむをえない場合等特別の事情がある場合は，(ｲ)および(ﾛ)をあらかじめ契約者と当社との協議により定めることがあります。 (ｲ)　当該供給地点におけるイの接続供給に係る電気に相当する最大電力（キロワット）または最大容量（キロボルトアンペア）（以下「揚水最大電力等」といいます。）およびそれ以外の電気の最大電力または最大容量（以下「その他最大電力等」といいます。） (ﾛ)　当該供給地点におけるイの接続供給に係る電気に相当する電力量（以下「揚水等接続供給電力量」といいます。）およびそれ以外の電気の電力量（以下「その他接続供給電力量」といいます。） ハ　イおよびロにおける揚水発電設備等については，あらかじめ定められた順序または手続き等にしたがって揚水または蓄電および発電または放電を制御することが可能なものであること。	**２　揚水発電設備等が設置された需要場所に接続供給を行なう場合の特別措置** (1)　適　用　範　囲 イ　揚水発電設備等が設置された需要場所に供給され揚水または蓄電された接続供給に係る電気が，当該需要場所以外の需要場所に託送供給される場合であること。 ロ　イの接続供給に係る電気と，それ以外の電気（揚水発電設備等が設置された需要場所内で使用される電気や揚水発電設備等が設置された需要場所内で発電または放電された電気等をいいます。）とを，物理的に区分する等，何らかの方法で明確に区分が可能となるよう措置されており，(ｲ)および(ﾛ)を明確に区分して定めることが可能であること。ただし，技術上，経済上やむをえない場合等特別の事情がある場合は，(ｲ)および(ﾛ)をあらかじめ契約者と当社との協議により定めることがあります。 (ｲ)　当該供給地点におけるイの接続供給に係る電気に相当する最大電力（キロワット）または最大容量（キロボルトアンペア）（以下「揚水最大電力等」といいます。）およびそれ以外の電気の最大電力または最大容量（以下「その他最大電力等」といいます。） (ﾛ)　当該供給地点におけるイの接続供給に係る電気に相当する電力量（以下「揚水等接続供給電力量」といいます。）およびそれ以外の電気の電力量（以下「その他接続供給電力量」といいます。） ハ　イおよびロにおける揚水発電設備等については，あらかじめ定められた順序または手続き等にしたがって揚水または蓄電および発電または放電を制御することが可能なものであること。
３　発電量調整供給契約についての特別措置（再生可能エネルギー発電設備） (1)　契約者が特定契約を締結している場合もしくは特定送配電事業者が特定契約を締結している場合または契約者が当社と再生可能エネルギー電気卸供給契約を締結し，指定した再生可能エネルギー発電設備から電気を調達する場合は，原則として，契約者または特定送配電事業者との間で発電量調整供給契約を締結し，特例発電バランシンググループを設定していただきます。この場合，契約者が締結する特定契約に係る発電設備，特定送配電事業者が締結する特定契約に係る発電設備および当社との再生可能エネルギー電気卸供給契約に係る発電設備は，同一のバランシンググループに属することはできないものといたします。	**３　発電量調整供給契約についての特別措置（再生可能エネルギー発電設備）** (1)　契約者が特定契約を締結している場合もしくは特定送配電事業者が特定契約を締結している場合または契約者が当社と再生可能エネルギー電気卸供給契約を締結し，指定した再生可能エネルギー発電設備から電気を調達する場合は，原則として，契約者または特定送配電事業者との間で発電量調整供給契約を締結し，特例発電バランシンググループを設定していただきます。この場合，契約者が締結する特定契約に係る再生可能エネルギー発電設備，特定送配電事業者が締結する特定契約に係る再生可能エネルギー発電設備および当社との再生可能エネルギー電気卸供給契約に係る再生可能エネルギー発電設備は，同一のバランシンググループに属することはできないものといたします。

現　行（令和６年10月１日実施）	変更後（令和７年４月１日実施予定）
７　損害賠償の免責についての特別措置（再生可能エネルギー発電設備） 発電者が再生可能エネルギー特別措置法附則第４条第１項に定める旧特定供給者に該当する場合で，39（給電指令の実施等）によって発電者の発電を制限し，または中止したことにより，発電者が損害（再生可能エネルギー特別措置法施行規則第14条第８号ト において特定契約申込者が補償を求めることができるとされている場合の損害に限ります。）を受けたときは，49（損害賠償の免責）(1)にかかわらず，発電契約者の求めに応じ，当社は，当該損害について，再生可能エネルギー特別措置法施行規則第14条第８号トに定める額を限度として，補償するものといたします。 なお，当社は，同一の原因により発電契約者または発電者の受けた当該損害について，賠償の責めを負いません。	**７　損害賠償の免責についての特別措置（再生可能エネルギー発電設備）** 発電者が再生可能エネルギー特別措置法附則第４条第１項に定める旧特定供給者に該当する場合で，39（給電指令の実施等）によって発電者の発電もしくは放電を制限し，または中止したことにより，発電者が損害（再生可能エネルギー特別措置法施行規則第14条第８号トにおいて特定契約申込者が補償を求めることができるとされている場合の損害に限ります。）を受けたときは，49（損害賠償の免責）(1)にかかわらず，発電契約者の求めに応じ，当社は，当該損害について，再生可能エネルギー特別措置法施行規則第14条第８号トに定める額を限度として，補償するものといたします。 なお，当社は，同一の原因により発電契約者または発電者の受けた当該損害について，賠償の責めを負いません。
８　軽負荷期等における電気の使用に係る特別措置 (2)　１年を通じての最大需要電力等が負荷移行先時間に発生する場合の取扱いについての特別措置 イ　19（接続送電サービス）(4)の適用を受ける供給地点において，需要者が軽負荷期における土曜日の午前８時から午後４時までの時間または再生可能エネルギー発電設備出力抑制対象時間に負荷移行を行ない，１年を通じての最大需要電力等が負荷移行先時間（夜間時間，軽負荷期における土曜日の午前８時から午後４時までの時間および再生可能エネルギー発電設備出力抑制対象時間をいいます。）に発生する場合で，契約者と当社との協議が~~整った~~ときのその供給地点の各月の接続送電サービス料金は，当分の間，19（接続送電サービス）(4)にかかわらず，19（接続送電サービス）(3)によって算定された金額から(ｲ)によって算定されたピークシフト割引額を差し引いたものといたします。 (ｲ)　ピークシフト割引額 ピークシフト割引額は，19（接続送電サービス）(4)イに準じて算定された金額といたします。この場合，19（接続送電サービス）(4)イにいうロのピークシフト電力は，(ﾛ)のピークシフト電力といたします。 (ﾛ)　ピークシフト電力 ピークシフト電力は，その需要者の接続送電サービス契約電力からその需要者の１年を通じての負荷移行元時間（負荷移行先時間以外の時間をいいます。）における接続供給電力の最大値を差し引いた値を上限として，負荷移行先時間に移行する負荷設備の容量（キロワット）等にもとづき，あらかじめ契約者と当社との協議によって定めます。 なお，分割接続供給の場合は，それぞれの契約者に係るピークシフト電力とあわせて，33（料金の算定）⑿にもとづき料金の調整を行なうために，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用したときのピークシフト電力を，あらかじめ双方の契約者と当社との協議によって定めます。 また，各月の負荷移行元時間における接続供給電力の最大値の実績等から，ピークシフト電力が不適当と認められる場合には，すみやかにピークシフト電力を適正なものに変更していただきます。 (ﾊ)　１年を通じて負荷移行先時間に最大需要電力等が発生しないことが明らかになった場合等については，本取扱いの適用をただちに解消いたします。 なお，それが19（接続送電サービス）(4)の取扱い適用後１年に満たない場合は，既に適用したピークシフト割引額（19〔接続送電サービス〕(4)によって適用したピークシフト割引額を含みます。）	**８　軽負荷期等における電気の使用に係る特別措置** (2)　１年を通じての最大需要電力等が負荷移行先時間に発生する場合の取扱いについての特別措置 イ　19（接続送電サービス）(4)の適用を受ける供給地点において，需要者が軽負荷期における土曜日の午前８時から午後４時までの時間または再生可能エネルギー発電設備出力抑制対象時間に負荷移行を行ない，１年を通じての最大需要電力等が負荷移行先時間（夜間時間，軽負荷期における土曜日の午前８時から午後４時までの時間および再生可能エネルギー発電設備出力抑制対象時間をいいます。）に発生する場合で，契約者と当社との協議がととのったときのその供給地点の各月の接続送電サービス料金は，当分の間，19（接続送電サービス）(4)にかかわらず，19（接続送電サービス）(3)によって算定された金額から(ｲ)によって算定されたピークシフト割引額を差し引いたものといたします。 (ｲ)　ピークシフト割引額 ピークシフト割引額は，19（接続送電サービス）(4)イに準じて算定された金額といたします。この場合，19（接続送電サービス）(4)イにいうロのピークシフト電力は，(ﾛ)のピークシフト電力といたします。 (ﾛ)　ピークシフト電力 ピークシフト電力は，その需要者の接続送電サービス契約電力からその需要者の１年を通じての負荷移行元時間（負荷移行先時間以外の時間をいいます。）における接続供給電力の最大値を差し引いた値を上限として，負荷移行先時間に移行する負荷設備の容量（キロワット）等にもとづき，あらかじめ契約者と当社との協議によって定めます。 なお，分割接続供給の場合は，それぞれの契約者に係るピークシフト電力とあわせて，33（料金の算定）⑿にもとづき料金の調整を行なうために，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用したときのピークシフト電力を，あらかじめ双方の契約者と当社との協議によって定めます。 また，各月の負荷移行元時間における接続供給電力の最大値の実績等から，ピークシフト電力が不適当と認められる場合には，すみやかにピークシフト電力を適正なものに変更していただきます。 (ﾊ)　１年を通じて負荷移行先時間に最大需要電力等が発生しないことが明らかになった場合等については，本取扱いの適用をただちに解消いたします。 なお，それが19（接続送電サービス）(4)の取扱い適用後１年に満たない場合は，既に適用したピークシフト割引額（19〔接続送電サービス〕(4)によって適用したピークシフト割引額を含みます。）

現　行（令和６年10月１日実施）	変更後（令和７年４月１日実施予定）
の合計金額を本取扱いの適用が解消された月の接続送電サービス料金に加算したものをその月の接続送電サービス料金として算定いたします。	の合計金額を本取扱いの適用が解消された月の接続送電サービス料金に加算したものをその月の接続送電サービス料金として算定いたします。
(ﾆ)　この特別措置の適用にともない，19（接続送電サービス）(4)ハに該当する場合であっても，19（接続送電サービス）(4)ハに定める適用後１年に満たない場合の取扱いは適用いたしません。	(ﾆ)　この特別措置の適用にともない，19（接続送電サービス）(4)ハに該当する場合であっても，19（接続送電サービス）(4)ハに定める適用後１年に満たない場合の取扱いは適用いたしません。
ロ　高圧または特別高圧で供給する場合で，需要者が負荷移行元時間から負荷移行先時間への負荷移行を行なった結果，１年を通じての最大需要電力等が負荷移行先時間に発生し，かつ，契約者が標準接続送電サービスまたは時間帯別接続送電サービスの適用を受け，契約者と当社との協議が~~整った~~ときのその供給地点の各月の接続送電サービス料金は，当分の間，19（接続送電サービス）(3)によって算定された金額から(ｲ)によって算定されたピークシフト割引額を差し引いたものといたします。	ロ　高圧または特別高圧で供給する場合で，需要者が負荷移行元時間から負荷移行先時間への負荷移行を行なった結果，１年を通じての最大需要電力等が負荷移行先時間に発生し，かつ，契約者が標準接続送電サービスまたは時間帯別接続送電サービスの適用を受け，契約者と当社との協議がととのったときのその供給地点の各月の接続送電サービス料金は，当分の間，19（接続送電サービス）(3)によって算定された金額から(ｲ)によって算定されたピークシフト割引額を差し引いたものといたします。
(ｲ)　ピークシフト割引額 ピークシフト割引額は，19（接続送電サービス）(4)イに準じて算定された金額といたします。この場合，19（接続送電サービス）(4)イにいうロのピークシフト電力は，(ﾛ)のピークシフト電力といたします。	(ｲ)　ピークシフト割引額 ピークシフト割引額は，19（接続送電サービス）(4)イに準じて算定された金額といたします。この場合，19（接続送電サービス）(4)イにいうロのピークシフト電力は，(ﾛ)のピークシフト電力といたします。
(ﾛ)　ピークシフト電力 ピークシフト電力は，需要者の負荷移行により負荷移行元時間から負荷移行先時間に移行された増分電力をいい，その需要者の接続送電サービス契約電力からその需要者の１年を通じての負荷移行元時間における接続供給電力の最大値を差し引いた値を上限として，負荷移行先時間に移行する負荷設備の容量（キロワット）等にもとづき，あらかじめ契約者と当社との協議によって定めます。 なお，分割接続供給の場合は，それぞれの契約者に係るピークシフト電力とあわせて，33（料金の算定）(12)にもとづき料金の調整を行なうために，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用したときのピークシフト電力を，あらかじめ双方の契約者と当社との協議によって定めます。 また，各月の負荷移行元時間における接続供給電力の最大値の実績等から，ピークシフト電力が不適当と認められる場合には，すみやかにピークシフト電力を適正なものに変更していただきます。	(ﾛ)　ピークシフト電力 ピークシフト電力は，需要者の負荷移行により負荷移行元時間から負荷移行先時間に移行された増分電力をいい，その需要者の接続送電サービス契約電力からその需要者の１年を通じての負荷移行元時間における接続供給電力の最大値を差し引いた値を上限として，負荷移行先時間に移行する負荷設備の容量（キロワット）等にもとづき，あらかじめ契約者と当社との協議によって定めます。 なお，分割接続供給の場合は，それぞれの契約者に係るピークシフト電力とあわせて，33（料金の算定）(12)にもとづき料金の調整を行なうために，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用したときのピークシフト電力を，あらかじめ双方の契約者と当社との協議によって定めます。 また，各月の負荷移行元時間における接続供給電力の最大値の実績等から，ピークシフト電力が不適当と認められる場合には，すみやかにピークシフト電力を適正なものに変更していただきます。
(ﾊ)　１年を通じて負荷移行先時間に最大需要電力等が発生しないことが明らかになった場合等については，本取扱いの適用をただちに解消いたします。 なお，それが本取扱い適用後１年に満たない場合は，既に適用したピークシフト割引額の合計金額を本取扱いの適用が解消された月の接続送電サービス料金に加算したものをその月の接続送電サービス料金として算定いたします。	(ﾊ)　１年を通じて負荷移行先時間に最大需要電力等が発生しないことが明らかになった場合等については，本取扱いの適用をただちに解消いたします。 なお，それが本取扱い適用後１年に満たない場合は，既に適用したピークシフト割引額の合計金額を本取扱いの適用が解消された月の接続送電サービス料金に加算したものをその月の接続送電サービス料金として算定いたします。
ハ　附則２（揚水発電設備等が設置された需要場所に接続供給を行なう場合の特別措置）の適用を受け，かつ，イまたはロの適用を受ける場合のピークシフト電力は，附則２（揚水発電設備等が設置された需要場所に接続供給を行なう場合の特別措置）(2)ロまたはイ(ﾛ)もしくはロ(ﾛ)にかかわらず，その需要者の接続送電サービス契約電力からその需要者の１年を通じての負荷移行元時間における接続供給電力の最大値を差し引いた値を上限として，負荷移行先時間に移行する負荷設備の容量（キロワット），揚水最大電力等およびその他最大電力等ならびに揚水等損失率等にもとづき，あらかじめ契約者と当社との協議によって定めます。	ハ　附則２（揚水発電設備等が設置された需要場所に接続供給を行なう場合の特別措置）の適用を受け，かつ，イまたはロの適用を受ける場合のピークシフト電力は，附則２（揚水発電設備等が設置された需要場所に接続供給を行なう場合の特別措置）(2)ロまたはイ(ﾛ)もしくはロ(ﾛ)にかかわらず，その需要者の接続送電サービス契約電力からその需要者の１年を通じての負荷移行元時間における接続供給電力の最大値を差し引いた値を上限として，負荷移行先時間に移行する負荷設備の容量（キロワット），揚水最大電力等およびその他最大電力等ならびに揚水等損失率等にもとづき，あらかじめ契約者と当社との協議によって定めます。

現　行（令和６年10月１日実施）	変更後（令和７年４月１日実施予定）
なお，分割接続供給の場合は，それぞれの契約者に係るピークシフト電力とあわせて，33（料金の算定）(12)にもとづき料金の調整を行なうために，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用したときのピークシフト電力を，あらかじめ双方の契約者と当社との協議によって定めます。 また，各月の負荷移行元時間における接続供給電力の最大値の実績等から，ピークシフト電力が不適当と認められる場合には，すみやかにピークシフト電力を適正なものに変更していただきます。	なお，分割接続供給の場合は，それぞれの契約者に係るピークシフト電力とあわせて，33（料金の算定）(12)にもとづき料金の調整を行なうために，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用したときのピークシフト電力を，あらかじめ双方の契約者と当社との協議によって定めます。 また，各月の負荷移行元時間における接続供給電力の最大値の実績等から，ピークシフト電力が不適当と認められる場合には，すみやかにピークシフト電力を適正なものに変更していただきます。
11　バランシンググループの設定に係る特別措置 (8)　発電量調整供給契約についての特別措置（再生可能エネルギー発電設備） イ　契約者が特定契約を締結している場合もしくは特定送配電事業者が特定契約を締結している場合または契約者が当社または配電事業者と再生可能エネルギー電気卸供給契約を締結し，指定した再生可能エネルギー発電設備から電気を調達する場合は，附則３（発電量調整供給契約についての特別措置〔再生可能エネルギー発電設備〕）(1)にかかわらず，原則として，当社の供給区域においては契約者または特定送配電事業者と当社との間で，配電事業者の供給区域においては契約者または特定送配電事業者と配電事業者との間で発電量調整供給契約を締結し，特例発電バランシンググループを設定していただきます。この場合，契約者が締結する特定契約に係る発電設備，特定送配電事業者が締結する特定契約に係る発電設備および当社または配電事業者との再生可能エネルギー電気卸供給契約に係る発電設備は，同一のバランシンググループに属することはできないものといたします。 ロ　イにより発電量調整供給契約を締結する場合において，契約者（特定送配電事業者が契約者となる場合を除きます。）が希望されるときは，契約者の指定する発電バランシンググループ（当該発電バランシンググループにおける特定契約が平成 28 年４月１日以降に締結され，かつ，バイオマス発電設備であって化石燃料を混焼するもの〔再生可能エネルギー特別措置法施行規則第 14 条第８号ニに定める地域資源バイオマス発電設備を除きます。〕であるときを除きます。）に係る料金および必要となるその他の供給条件は次のとおりといたします。 (ｲ)　発電量調整供給に係る料金は，附則３（発電量調整供給契約についての特別措置〔再生可能エネルギー発電設備〕）(5)ロにかかわらず，18（料金）(2)に定める料金，(ﾛ)により算定されるインバランスリスク料および再生可能エネルギー予測誤差対応調整力確保料といたします。ただし，契約者が当社または配電事業者と再生可能エネルギー電気卸供給契約を締結し，指定した再生可能エネルギー発電設備から電気を調達する場合は，インバランスリスク料および再生可能エネルギー予測誤差対応調整力確保料は申し受けません。 (ﾛ)　インバランスリスク料は，附則３（発電量調整供給契約についての特別措置〔再生可能エネルギー発電設備〕）(5)ホにかかわらず，特例発電バランシンググループにおける 30 分ごとの発電量調整受電電力量（配電事業者の約款に定める発電量調整受電電力量を含みます。）にインバランスリスク単価を適用してえられる金額のその１月の合計（合計額が負となる場合は零といたします。）といたします。また，再生可能エネルギー予測誤差対応調整力確保料は，特例発電バランシンググループにおける 30 分ごとの発電量調整受電電力量（配電事業者の約款に定める発電量調整受電電力量を含みます。）に，再生可能エネルギー予測誤差対応単価を適用してえられる金額のその１月の合計といたします。 (ﾊ)　当社は，附則３（発電量調整供給契約についての特別措置〔再生可能エネルギー発電設備〕）(5)	**11　バランシンググループの設定に係る特別措置** (8)　発電量調整供給契約についての特別措置（再生可能エネルギー発電設備） イ　契約者が特定契約を締結している場合もしくは特定送配電事業者が特定契約を締結している場合または契約者が当社または配電事業者と再生可能エネルギー電気卸供給契約を締結し，指定した再生可能エネルギー発電設備から電気を調達する場合は，附則３（発電量調整供給契約についての特別措置〔再生可能エネルギー発電設備〕）(1)にかかわらず，原則として，当社の供給区域においては契約者または特定送配電事業者と当社との間で，配電事業者の供給区域においては契約者または特定送配電事業者と配電事業者との間で発電量調整供給契約を締結し，特例発電バランシンググループを設定していただきます。この場合，契約者が締結する特定契約に係る再生可能エネルギー発電設備，特定送配電事業者が締結する特定契約に係る再生可能エネルギー発電設備および当社または配電事業者との再生可能エネルギー電気卸供給契約に係る再生可能エネルギー発電設備は，同一のバランシンググループに属することはできないものといたします。 ロ　イにより発電量調整供給契約を締結する場合において，契約者（特定送配電事業者が契約者となる場合を除きます。）が希望されるときは，契約者の指定する発電バランシンググループ（当該発電バランシンググループにおける特定契約が平成 28 年４月１日以降に締結され，かつ，バイオマス発電設備であって化石燃料を混焼するもの〔再生可能エネルギー特別措置法施行規則第 14 条第８号ニに定める地域資源バイオマス発電設備を除きます。〕であるときを除きます。）に係る料金および必要となるその他の供給条件は次のとおりといたします。 (ｲ)　発電量調整供給に係る料金は，附則３（発電量調整供給契約についての特別措置〔再生可能エネルギー発電設備〕）(5)ロにかかわらず，18（料金）(2)に定める料金，(ﾛ)により算定されるインバランスリスク料および再生可能エネルギー予測誤差対応調整力確保料といたします。ただし，契約者が当社または配電事業者と再生可能エネルギー電気卸供給契約を締結し，指定した再生可能エネルギー発電設備から電気を調達する場合は，インバランスリスク料および再生可能エネルギー予測誤差対応調整力確保料は申し受けません。 (ﾛ)　インバランスリスク料は，附則３（発電量調整供給契約についての特別措置〔再生可能エネルギー発電設備〕）(5)ホにかかわらず，特例発電バランシンググループにおける 30 分ごとの発電量調整受電電力量（配電事業者の約款に定める発電量調整受電電力量を含みます。）にインバランスリスク単価を適用してえられる金額のその１月の合計（合計額が負となる場合は零といたします。）といたします。また，再生可能エネルギー予測誤差対応調整力確保料は，特例発電バランシンググループにおける 30 分ごとの発電量調整受電電力量（配電事業者の約款に定める発電量調整受電電力量を含みます。）に，再生可能エネルギー予測誤差対応単価を適用してえられる金額のその１月の合計といたします。 (ﾊ)　当社は，附則３（発電量調整供給契約についての特別措置〔再生可能エネルギー発電設備〕）(5)

現　行（令和６年10月１日実施）	変更後（令和７年４月１日実施予定）
トにかかわらず，30 分ごとの契約者が締結する特定契約または当社，配電事業者もしくは特定送配電事業者との再生可能エネルギー電気卸供給契約に係る発電量調整受電計画電力量を決定し，原則として発電量調整供給実施日の前々日の午後４時までに契約者に通知いたします。 　また，当社は，当該発電量調整受電計画電力量の見直しを行ない，変更後の発電量調整受電計画電力量を決定し，原則として発電量調整供給実施日の前日午前６時までに契約者に再通知いたします。 　なお，契約者は，必要に応じて発電量調整受電計画電力量の決定に必要となる事項に関する文書を当社に提出していただきます。 (ニ)　ローカル系統における電気の潮流が系統安定度等にもとづき算定される運用可能な容量を超過し，または超過するおそれがある場合で，当社または配電事業者がノンファーム電源（配電事業者の約款に定めるノンファーム電源を含みます。）の出力の抑制に係る通知を発電者または契約者に行なったときは，(ハ)にかかわらず，契約者は，発電量調整受電計画電力量の見直しを行なっていただきます。 ハ　イにより発電量調整供給契約を締結する場合において，契約者が当社または配電事業者と再生可能エネルギー電気卸供給契約を締結し，指定した再生可能エネルギー発電設備から電気を調達するときの契約者の指定する発電バランシンググループ（ロにおいて，契約者が希望される場合を除きます。）に係るインバランスリスク料は，附則３（発電量調整供給契約についての特別措置〔再生可能エネルギー発電設備〕）(6)ロにかかわらず，特例発電バランシンググループにおける 30 分ごとの発電量調整受電電力量（配電事業者の約款に定める発電量調整受電電力量を含みます。）にインバランスリスク単価を適用してえられる金額のその１月の合計（合計額が負となる場合は零といたします。）といたします。	トにかかわらず，30 分ごとの契約者が締結する特定契約または当社，配電事業者もしくは特定送配電事業者との再生可能エネルギー電気卸供給契約に係る発電量調整受電計画電力量を決定し，原則として発電量調整供給実施日の前々日の午後４時までに契約者に通知いたします。 　また，当社は，当該発電量調整受電計画電力量の見直しを行ない，変更後の発電量調整受電計画電力量を決定し，原則として発電量調整供給実施日の前日午前６時までに契約者に再通知いたします。 　なお，契約者は，必要に応じて発電量調整受電計画電力量の決定に必要となる事項に関する文書を当社に提出していただきます。 (ニ)　ローカル系統における電気の潮流が系統安定度等にもとづき算定される運用可能な容量を超過し，または超過するおそれがある場合で，当社または配電事業者がノンファーム電源（配電事業者の約款に定めるノンファーム電源を含みます。）の出力の抑制に係る通知を発電者または契約者に行なったときは，(ハ)にかかわらず，契約者は，発電量調整受電計画電力量の見直しを行なっていただきます。 ハ　イにより発電量調整供給契約を締結する場合において，契約者が当社または配電事業者と再生可能エネルギー電気卸供給契約を締結し，指定した再生可能エネルギー発電設備から電気を調達するときの契約者の指定する発電バランシンググループ（ロにおいて，契約者が希望される場合を除きます。）に係るインバランスリスク料は，附則３（発電量調整供給契約についての特別措置〔再生可能エネルギー発電設備〕）(6)ロにかかわらず，特例発電バランシンググループにおける 30 分ごとの発電量調整受電電力量（配電事業者の約款に定める発電量調整受電電力量を含みます。）にインバランスリスク単価を適用してえられる金額のその１月の合計（合計額が負となる場合は零といたします。）といたします。
12　Ｎ－１電制の実施についての特別措置 (1)　当社は，39（給電指令の実施等）(2)イの場合で，発電量調整供給に係る発電設備等であって当社が特定契約を締結する再生可能エネルギー発電設備に対してＮ－１電制を実施したときは，39（給電指令の実施等）(~~11~~)にかかわらず，Ｎ－１電制時調達不足電力量の調達に要した費用の実費相当額から，30分ごとのＮ－１電制時調達不足電力量に再生可能エネルギー特別措置法施行規則第13条の３の４に定める回避可能費用単価（以下「回避可能費用単価」といいます。）に消費税等相当額を加えた金額を乗じてえた金額を差し引いた金額について，電力広域的運営推進機関が認める範囲においてＮ－１電制オペレーション費用として契約者にお支払いいたします。 (2)　当社は，39（給電指令の実施等）(2)イの場合で，発電量調整供給に係る発電設備等であって契約者または特定送配電事業者が特定契約を締結する再生可能エネルギー発電設備に対してＮ－１電制を実施したときは，39（給電指令の実施等）(~~11~~)にかかわらず，Ｎ－１電制時調達不足電力量の調達に要した費用の実費相当額に，Ｎ－１電制が実施された発電設備を再度起動するために要した燃料費等の費用の実費およびＮ－１電制時調達不足電力量に当該特定契約に係る再生可能エネルギー特別措置法第３条第２項または第８条第１項に定める調達価格を乗じてえた金額を加えた金額から，Ｎ－１電制が実施されなかったとしたときにその発電設備がＮ－１電制時調達不足電力量を発電するのに要したであろう費用に相当する金額および30分ごとのＮ－１電制時調達不足電力量に回避可能費用単価に消費税等相当額を加えた金額を乗じてえた金額を差し引いた金額について，電力広域的運営推進機関が認める範囲においてＮ－１電制オペレーション費用として契約者または特定送配電事業者にお支払いいたします。	**12　Ｎ－１電制の実施についての特別措置** (1)　当社は，39（給電指令の実施等）(2)イの場合で，発電量調整供給に係る発電設備等であって当社が特定契約を締結する再生可能エネルギー発電設備に対してＮ－１電制を実施したときは，39（給電指令の実施等）(9)にかかわらず，Ｎ－１電制時調達不足電力量の調達に要した費用の実費相当額から，30分ごとのＮ－１電制時調達不足電力量に再生可能エネルギー特別措置法施行規則第13条の３の４に定める回避可能費用単価（以下「回避可能費用単価」といいます。）に消費税等相当額を加えた金額を乗じてえた金額を差し引いた金額について，電力広域的運営推進機関が認める範囲においてＮ－１電制オペレーション費用として契約者にお支払いいたします。 (2)　当社は，39（給電指令の実施等）(2)イの場合で，発電量調整供給に係る発電設備等であって契約者または特定送配電事業者が特定契約を締結する再生可能エネルギー発電設備に対してＮ－１電制を実施したときは，39（給電指令の実施等）(9)にかかわらず，Ｎ－１電制時調達不足電力量の調達に要した費用の実費相当額に，Ｎ－１電制が実施された発電設備等を再度起動するために要した燃料費等の費用の実費およびＮ－１電制時調達不足電力量に当該特定契約に係る再生可能エネルギー特別措置法第３条第２項または第８条第１項に定める調達価格を乗じてえた金額を加えた金額から，Ｎ－１電制が実施されなかったとしたときにその発電設備等がＮ－１電制時調達不足電力量を発電または放電するのに要したであろう費用に相当する金額および30分ごとのＮ－１電制時調達不足電力量に回避可能費用単価に消費税等相当額を加えた金額を乗じてえた金額を差し引いた金額について，電力広域的運営推進機関が認める範囲においてＮ－１電制オペレーション費用として契約者または特定送配電事業者にお支払いいたします。

現　行（令和６年10月１日実施）	変更後（令和７年４月１日実施予定）
(3)　当社は，39（給電指令の実施等）(2)イの場合で，発電量調整供給に係る発電設備等であって再生可能エネルギー特別措置法第２条の２第１項に定める市場取引等により再生可能エネルギー電気を供給する事業に係る発電設備に対してＮ－１電制を実施したときは，39（給電指令の実施等）(11)にかかわらず，Ｎ－１電制時調達不足電力量の調達に要した費用の実費相当額に，Ｎ－１電制が実施された発電設備を再度起動するために要した燃料費等の費用の実費およびＮ－１電制時調達不足電力量に応じてえられる供給促進交付金の金額（再生可能エネルギー特別措置法第２条の４にもとづき算定される金額をいいます。）を加えた金額から，Ｎ－１電制が実施されなかったとしたときにその発電設備がＮ－１電制時調達不足電力量を発電するのに要したであろう費用に相当する金額を差し引いた金額について，電力広域的運営推進機関が認める範囲においてＮ－１電制オペレーション費用として発電契約者にお支払いいたします。	(3)　当社は，39（給電指令の実施等）(2)イの場合で，発電量調整供給に係る発電設備等であって再生可能エネルギー特別措置法第２条の２第１項に定める市場取引等により再生可能エネルギー電気を供給する事業に係る発電設備等に対してＮ－１電制を実施したときは，39（給電指令の実施等）(9)にかかわらず，Ｎ－１電制時調達不足電力量の調達に要した費用の実費相当額に，Ｎ－１電制が実施された発電設備等を再度起動するために要した燃料費等の費用の実費およびＮ－１電制時調達不足電力量に応じてえられる供給促進交付金の金額（再生可能エネルギー特別措置法第２条の４にもとづき算定される金額をいいます。）を加えた金額から，Ｎ－１電制が実施されなかったとしたときにその発電設備等がＮ－１電制時調達不足電力量を発電または放電するのに要したであろう費用に相当する金額を差し引いた金額について，電力広域的運営推進機関が認める範囲においてＮ－１電制オペレーション費用として発電契約者にお支払いいたします。
13　系統連系受電サービス等についての特別措置 (4)　契約者が特定契約を締結する再生可能エネルギー発電設備または再生可能エネルギー特別措置法第２条の２第１項に定める市場取引等により再生可能エネルギー電気を供給する事業に係る発電設備において，イに定める適用範囲に該当する場合の料金および必要となるその他の供給条件は，当分の間，次のとおりといたします。 イ　適　用　範　囲 原則として，令和６年３月31日までに再生可能エネルギー特別措置法第９条第４項に定める認定を受け，または，再生可能エネルギー特別措置法第７条にもとづいて落札された発電設備に適用いたします。 ロ　系統連系受電サービス料金等 22（系統連系受電サービス）(3)に定める系統連系受電サービス料金および41（契約超過金）(2)に定める契約超過金は申し受けません。 なお，発電場所において，イ以外の発電設備等（当社が特定契約を締結する発電設備を除きます。）が混在する場合またはイの発電設備が化石燃料を混焼するバイオマス発電設備の場合は，(ｲ)，(ﾛ)または(ﾊ)により，イ以外の部分に係る系統連系受電課金対象電力，系統連系受電サービスに係る発電量調整受電電力量または契約超過受電電力を定め，系統連系受電サービス料金および契約超過金を申し受けます。 (ｲ)　系統連系受電課金対象電力 a　イの発電設備が，化石燃料を混焼するバイオマス発電設備以外の場合 系統連系受電課金対象電力は，同時最大受電電力を発電出力等の比であん分してえた値から，発電設備等に係る供給地点のその１月の接続送電サービス契約電力（発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は，１接続送電サービスを適用した場合のその１月の接続送電サービス契約電力といたします。）を発電出力等の比であん分してえた値を差し引いた値といたします。ただし，差し引いた値が零を下回る場合の系統連系受電課金対象電力は，零といたします。 なお，あん分に必要となる発電出力は，契約者または発電契約者から当社へ通知していただきます。	**13　系統連系受電サービス等についての特別措置** (4)　契約者が特定契約を締結する再生可能エネルギー発電設備または再生可能エネルギー特別措置法第２条の２第１項に定める市場取引等により再生可能エネルギー電気を供給する事業に係る発電設備等において，イに定める適用範囲に該当する場合の料金および必要となるその他の供給条件は，当分の間，次のとおりといたします。 イ　適　用　範　囲 原則として，令和６年３月31日までに再生可能エネルギー特別措置法第９条第４項に定める認定を受け，または，再生可能エネルギー特別措置法第７条にもとづいて落札された発電設備等に適用いたします。 ロ　系統連系受電サービス料金等 22（系統連系受電サービス）(3)に定める系統連系受電サービス料金および41（契約超過金）(2)に定める契約超過金は申し受けません。 なお，発電場所において，イ以外の発電設備等（当社が特定契約を締結する再生可能エネルギー発電設備を除きます。）が混在する場合またはイの発電設備等が化石燃料を混焼するバイオマス発電設備の場合は，(ｲ)，(ﾛ)または(ﾊ)により，イ以外の部分に係る系統連系受電課金対象電力，系統連系受電サービスに係る発電量調整受電電力量または契約超過受電電力を定め，系統連系受電サービス料金および契約超過金を申し受けます。 (ｲ)　系統連系受電課金対象電力 a　イの発電設備等が，化石燃料を混焼するバイオマス発電設備以外の場合 系統連系受電課金対象電力は，同時最大受電電力を発電出力等の比であん分してえた値から，発電設備等に係る供給地点のその１月の接続送電サービス契約電力（発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は，１接続送電サービスを適用した場合のその１月の接続送電サービス契約電力といたします。）を発電出力等の比であん分してえた値を差し引いた値といたします。ただし，差し引いた値が零を下回る場合の系統連系受電課金対象電力は，零といたします。 なお，あん分に必要となる発電出力は，契約者または発電契約者から当社へ通知していただきます。

現　行（令和６年10月１日実施）	変更後（令和７年４月１日実施予定）
b　イの発電設備が，化石燃料を混焼するバイオマス発電設備の場合 系統連系受電課金対象電力は，同時最大受電電力を認定バイオマス比率であん分してえた値から，発電設備等に係る供給地点のその１月の接続送電サービス契約電力（発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は，１接続送電サービスを適用した場合のその１月の接続送電サービス契約電力といたします。）を認定バイオマス比率であん分してえた値を差し引いた値といたします。ただし，差し引いた値が零を下回る場合の系統連系受電課金対象電力は，零といたします。 なお，認定バイオマス比率は，発電量調整供給契約の申込みに際して契約者または発電契約者から当社に通知していただきます。 また，認定バイオマス比率を変更する場合は，すみやかに変更後の認定バイオマス比率を契約者または発電契約者から当社に通知していただきます。 ただし，認定バイオマス比率を用いることが困難な場合は，附則３（発電量調整供給契約についての特別措置〔再生可能エネルギー発電設備〕）(8)イに定める当該バイオマス発電設備のバイオマス比率等を基準として，契約者，発電契約者または発電者と当社との協議によって定めた比率といたします。	b　イの発電設備<u>等</u>が，化石燃料を混焼するバイオマス発電設備の場合 系統連系受電課金対象電力は，同時最大受電電力を認定バイオマス比率であん分してえた値から，発電設備等に係る供給地点のその１月の接続送電サービス契約電力（発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は，１接続送電サービスを適用した場合のその１月の接続送電サービス契約電力といたします。）を認定バイオマス比率であん分してえた値を差し引いた値といたします。ただし，差し引いた値が零を下回る場合の系統連系受電課金対象電力は，零といたします。 なお，認定バイオマス比率は，発電量調整供給契約の申込みに際して契約者または発電契約者から当社に通知していただきます。 また，認定バイオマス比率を変更する場合は，すみやかに変更後の認定バイオマス比率を契約者または発電契約者から当社に通知していただきます。 ただし，認定バイオマス比率を用いることが困難な場合は，附則３（発電量調整供給契約についての特別措置〔再生可能エネルギー発電設備〕）(8)イに定める当該バイオマス発電設備のバイオマス比率等を基準として，契約者，発電契約者または発電者と当社との協議によって定めた比率といたします。
(ﾛ)　発電量調整受電電力量 a　イの発電設備が，契約者が特定契約を締結する再生可能エネルギー発電設備の場合 イ以外の発電設備等に係る発電量調整受電電力量について，30（計量）(1)ただし書または附則３（発電量調整供給契約についての特別措置〔再生可能エネルギー発電設備〕）(7)ハもしくは(8)イに準じて算定いたします。 b　イの発電設備が，再生可能エネルギー特別措置法第２条の２第１項に定める市場取引等により再生可能エネルギー電気を供給する事業に係る発電設備の場合 イ以外の発電設備等に係る発電量調整受電電力量について，30（計量）(1)ただし書または附則３（発電量調整供給契約についての特別措置〔再生可能エネルギー発電設備〕）(7)ハに準じて算定いたします。ただし，化石燃料を混焼するバイオマス発電設備の場合は，発電量調整受電電力量から発電量調整受電電力量に当該バイオマス発電設備のバイオマス比率を乗じてえた値を差し引いた値にもとづき，算定いたします。 なお，バイオマス比率は，算定後すみやかに発電契約者または発電者から当社に通知していただきます。この場合，当社は，必要に応じて，バイオマス比率の算定根拠に関する文書を発電契約者または発電者から提出していただきます。	(ﾛ)　発電量調整受電電力量 a　イの発電設備<u>等</u>が，契約者が特定契約を締結する再生可能エネルギー発電設備の場合 イ以外の発電設備等に係る発電量調整受電電力量について，30（計量）(1)ただし書または附則３（発電量調整供給契約についての特別措置〔再生可能エネルギー発電設備〕）(7)ハもしくは(8)イに準じて算定いたします。 b　イの発電設備<u>等</u>が，再生可能エネルギー特別措置法第２条の２第１項に定める市場取引等により再生可能エネルギー電気を供給する事業に係る発電設備<u>等</u>の場合 イ以外の発電設備等に係る発電量調整受電電力量について，30（計量）(1)ただし書または附則３（発電量調整供給契約についての特別措置〔再生可能エネルギー発電設備〕）(7)ハに準じて算定いたします。ただし，化石燃料を混焼するバイオマス発電設備の場合は，発電量調整受電電力量から発電量調整受電電力量に当該バイオマス発電設備のバイオマス比率を乗じてえた値を差し引いた値にもとづき，算定いたします。 なお，バイオマス比率は，算定後すみやかに発電契約者または発電者から当社に通知していただきます。この場合，当社は，必要に応じて，バイオマス比率の算定根拠に関する文書を発電契約者または発電者から提出していただきます。
(ﾊ)　契約超過受電電力 a　イの発電設備が，化石燃料を混焼するバイオマス発電設備以外の場合 (a)　同時最大受電電力が発電設備等に係る供給地点の接続送電サービス契約電力（発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は，１接続送電サービスを適用した場合のその１月の接続送電サービス契約電力といたします。）を上回る場合または発電設備等に係る供給地点において電灯定額接続送電サービスが適用されている場合 契約超過受電電力は，その１月の最大連系電力等を発電出力等の比であん分してえた値から同	(ﾊ)　契約超過受電電力 a　イの発電設備<u>等</u>が，化石燃料を混焼するバイオマス発電設備以外の場合 (a)　同時最大受電電力が発電設備等に係る供給地点の接続送電サービス契約電力（発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は，１接続送電サービスを適用した場合のその１月の接続送電サービス契約電力といたします。）を上回る場合または発電設備等に係る供給地点において電灯定額接続送電サービスが適用されている場合 契約超過受電電力は，その１月の最大連系電力等を発電出力等の比であん分してえた値から同

現　行（令和６年10月１日実施）	変更後（令和７年４月１日実施予定）
時最大受電電力を発電出力等の比であん分してえた値を差し引いた値といたします。	時最大受電電力を発電出力等の比であん分してえた値を差し引いた値といたします。
(b)　同時最大受電電力が発電設備等に係る供給地点の接続送電サービス契約電力（発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は，１接続送電サービスを適用した場合のその１月の接続送電サービス契約電力といたします。）を下回る場合 契約超過受電電力は，その１月の最大連系電力等を発電出力等の比であん分してえた値から発電設備等に係る供給地点のその１月の接続送電サービス契約電力（発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は，１接続送電サービスを適用した場合のその１月の接続送電サービス契約電力といたします。）を発電出力等の比であん分してえた値を差し引いた値といたします。ただし，差し引いた値が零を下回る場合は，契約超過金を申し受けません。	(b)　同時最大受電電力が発電設備等に係る供給地点の接続送電サービス契約電力（発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は，１接続送電サービスを適用した場合のその１月の接続送電サービス契約電力といたします。）を下回る場合 契約超過受電電力は，その１月の最大連系電力等を発電出力等の比であん分してえた値から発電設備等に係る供給地点のその１月の接続送電サービス契約電力（発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は，１接続送電サービスを適用した場合のその１月の接続送電サービス契約電力といたします。）を発電出力等の比であん分してえた値を差し引いた値といたします。ただし，差し引いた値が零を下回る場合は，契約超過金を申し受けません。
b　イの発電設備が，化石燃料を混焼するバイオマス発電設備の場合	b　イの発電設備等が，化石燃料を混焼するバイオマス発電設備の場合
(a)　同時最大受電電力が発電設備等に係る供給地点の接続送電サービス契約電力（発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は，１接続送電サービスを適用した場合のその１月の接続送電サービス契約電力といたします。）を上回る場合または発電設備等に係る供給地点において電灯定額接続送電サービスが適用されている場合 契約超過受電電力は，その１月の最大連系電力等を認定バイオマス比率であん分してえた値から同時最大受電電力を認定バイオマス比率であん分してえた値を差し引いた値といたします。	(a)　同時最大受電電力が発電設備等に係る供給地点の接続送電サービス契約電力（発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は，１接続送電サービスを適用した場合のその１月の接続送電サービス契約電力といたします。）を上回る場合または発電設備等に係る供給地点において電灯定額接続送電サービスが適用されている場合 契約超過受電電力は，その１月の最大連系電力等を認定バイオマス比率であん分してえた値から同時最大受電電力を認定バイオマス比率であん分してえた値を差し引いた値といたします。
(b)　同時最大受電電力が発電設備等に係る供給地点の接続送電サービス契約電力（発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は，１接続送電サービスを適用した場合のその１月の接続送電サービス契約電力といたします。）を下回る場合 契約超過受電電力は，その１月の最大連系電力等を認定バイオマス比率であん分してえた値から発電設備等に係る供給地点のその１月の接続送電サービス契約電力（発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は，１接続送電サービスを適用した場合のその１月の接続送電サービス契約電力といたします。）を認定バイオマス比率であん分してえた値を差し引いた値といたします。ただし，差し引いた値が零を下回る場合は，契約超過金を申し受けません。	(b)　同時最大受電電力が発電設備等に係る供給地点の接続送電サービス契約電力（発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は，１接続送電サービスを適用した場合のその１月の接続送電サービス契約電力といたします。）を下回る場合 契約超過受電電力は，その１月の最大連系電力等を認定バイオマス比率であん分してえた値から発電設備等に係る供給地点のその１月の接続送電サービス契約電力（発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は，１接続送電サービスを適用した場合のその１月の接続送電サービス契約電力といたします。）を認定バイオマス比率であん分してえた値を差し引いた値といたします。ただし，差し引いた値が零を下回る場合は，契約超過金を申し受けません。
(5)　揚水発電設備等が設置された受電地点において，揚水発電設備等により発電量調整供給に係る電気を発電または放電する場合，当該発電量調整供給に係る電気の電力量については，22（系統連系受電サービス）(3)ロに定める電力量料金を申し受けません。ただし，発電設備（当社が特定契約を締結する発電設備を除きます。）に揚水発電設備等が併設されている場合~~は，次のとおりといたします~~。	(5)　揚水発電設備等が設置された受電地点において，揚水発電設備等により発電量調整供給に係る電気を発電または放電する場合，当該発電量調整供給に係る電気の電力量については，22（系統連系受電サービス）(3)ロに定める電力量料金を申し受けません。ただし，発電設備（当社が特定契約を締結する再生可能エネルギー発電設備を除きます。）に揚水発電設備等が併設されている場合で，発電設備が(4)イに定める適用範囲に該当しないときは，発電契約者または発電者と当社との協議によりあらかじめ定めた方法によって系統連系受電サービスに係る発電量調整受電電力量を算定し，22（系統連系受電サービス）(3)ロに定める電力量料金を申し受けます。また，発電設備（当社が特定契約を締結する再生可能エネルギー発電設備を除きます。）に揚水発電設備等が併設されている場合で，発電設備が(4)イに定める適用範囲に該当し，かつ，再生可能エネルギー特別措置法第２条の２第１項に定める市場取引等により再生可能エネルギー電気を供給する事業に係る発電設備等が設置された受電地点に係る需要場所に接続供給され揚水または蓄電された電気を当該需要場所以外の需要場所に託送供給されるために発電または放電するときは，揚水発電設備等に係る系統連系受電課金対象電力および契約超過受電電力を(4)ロ(ｲ) a および(4)ロ(ﾊ) a に準

現　行（令和６年10月１日実施）	変更後（令和７年４月１日実施予定）
~~イ　発電設備が(4)イに定める適用範囲に該当する場合~~ ~~22（系統連系受電サービス）(3)に定める系統連系受電サービス料金および41（契約超過金）(2)に定める契約超過金を申し受けません。~~ ~~ロ　発電設備が(4)イに定める適用範囲に該当しない場合~~ ~~発電契約者または発電者と当社との協議によりあらかじめ定めた方法によって系統連系受電サービスに係る発電量調整受電電力量を算定し，22（系統連系受電サービス）(3)ロに定める電力量料金を申し受けます。~~	じて定め，(4)にかかわらず，22（系統連系受電サービス）(3)イに定める基本料金から22（系統連系受電サービス）(3)ハ(ハ)に定める系統設備効率化割引額を差し引いた金額および41（契約超過金）(2)に定める契約超過金を申し受けます。
(6)　発電設備等に係る供給地点において最終保障供給約款にもとづく電気の需給契約（以下「当社との電気の需給契約」といいます。）を締結している場合は，次のとおりといたします。 イ　18（料金）(3)ロにおいて，当社との電気の需給契約における料金の支払義務発生日を供給側料金算定日とみなします。 ロ　22（系統連系受電サービス）(2)における系統連系受電課金対象電力または41（契約超過金）(2)における契約超過受電電力の算定上，当社との電気の需給契約における契約電力を接続送電サービス契約電力または臨時接続送電サービス契約電力とみなします。 ~~ハ　39（給電指令の実施等）(7)において，当社との電気の需給契約を結んだ者を需要者とみなします。~~ ~~ニ~~　53（契約の廃止）(5)または55（解約等）(6)において，当社との電気の需給契約を接続供給契約とみなします。	(6)　発電設備等に係る供給地点において最終保障供給約款にもとづく電気の需給契約（以下「当社との電気の需給契約」といいます。）を締結している場合は，次のとおりといたします。 イ　18（料金）(3)ロにおいて，当社との電気の需給契約における料金の支払義務発生日を供給側料金算定日とみなします。 ロ　22（系統連系受電サービス）(2)における系統連系受電課金対象電力または41（契約超過金）(2)における契約超過受電電力の算定上，当社との電気の需給契約における契約電力を接続送電サービス契約電力または臨時接続送電サービス契約電力とみなします。 ハ　53（契約の廃止）(5)または55（解約等）(6)において，当社との電気の需給契約を接続供給契約とみなします。
~~14　令和７年３月31日までの給電指令の実施等についての特別措置~~ ~~この約款実施の日から令和７年３月31日までの期間における需要者の電気の使用または予備送電サービスの使用を制限または中止した場合の料金については，39（給電指令の実施等）(9)または(10)にかかわらず，次のとおりといたします。~~ ~~(1)　当社は，39（給電指令の実施等）(2)イ，ロ，ハ，トまたは(3)によって，需要者の電気の使用を制限し，または中止した場合には，次の割引を行ない料金を算定いたします。ただし，その原因が契約者，発電契約者，発電者または需要者の責めとなる理由による場合は，その部分については割引いたしません。~~ ~~イ　低圧で供給する場合または高圧で供給する場合で，接続送電サービス契約電力もしくは臨時接続送電サービス契約電力が500キロワット未満となるとき。~~ ~~(イ)　割引の対象~~ ~~電灯定額接続送電サービスについては接続送電サービス料金とし，電灯臨時定額接続送電サービスおよび動力臨時定額接続送電サービスについては臨時接続送電サービス料金とし，その他については当該供給地点の接続送電サービスまたは臨時接続送電サービスの基本料金（力率割引または割増しの適用を受ける場合はその適用後の基本料金といたします。）といたします。ただし，33（料金の算定）(1)イ，ロ，ニ，ホ，ヘまたはリの場合は，制限または中止の日における契約内容に応じて算定される１月の金額といたします。~~	

現　行（令和６年10月１日実施）	変更後（令和７年４月１日実施予定）
~~(ﾛ)　割　引　率~~ ~~１月中の制限し，または中止した延べ日数１日ごとに４パーセントといたします。~~ ~~(ﾊ)　制限または中止延べ日数の計算~~ ~~延べ日数は，１日のうち延べ１時間以上制限し，または中止した日を１日として計算いたします。~~ ~~ロ　高圧で供給する場合で，接続送電サービス契約電力もしくは臨時接続送電サービス契約電力が500キロワット以上となるときまたは特別高圧で供給する場合~~ ~~(ｲ)　割引の対象~~ ~~当該供給地点の力率割引または割増し後の接続送電サービスまたは臨時接続送電サービスの基本料金といたします。ただし，33（料金の算定）(1)イ，ロ，ニ，ホ，ヘまたはリの場合は，制限または中止の日における契約内容に応じて算定される１月の金額といたします。~~ ~~(ﾛ)　割　引　率~~ ~~１月中の制限し，または中止した延べ時間数１時間ごとに0.2パーセントといたします。~~ ~~(ﾊ)　制限または中止延べ時間数の計算~~ ~~延べ時間数は，１回10分以上の制限または中止の延べ時間とし，１時間未満の端数を生じた場合は，30分以上は切り上げ，30分未満は切り捨てます。~~ ~~なお，制限時間については，次の算式によって修正したうえで合計いたします。~~ ~~（算　　式）~~ ~~a　接続供給電力を制限した場合~~ $H' = H \times \frac{D - d}{D}$ ~~H'　＝　修正時間（10分未満となる場合も延べ時間に算入いたします。）~~ ~~H　＝　制限時間~~ ~~D　＝　当該供給地点の接続送電サービス契約電力または臨時接続送電サービス契約電力~~ ~~d　＝　制限時間中の当該供給地点の接続供給電力の最大値~~ ~~b　接続供給電力量を制限した場合~~	

現　行（令和６年10月１日実施）	変更後（令和７年４月１日実施予定）
~~$H' = H \times \frac{A - B}{A}$~~ ~~H’　＝　修正時間（10分未満となる場合も延べ時間に算入いたします。）~~ ~~H　＝　制限時間~~ ~~A　＝　制限指定時間中の当該供給地点の基準となる電力量（需要者の平常操業時の接続供給電力量の実績等にもとづき算定される推定接続供給電力量といたします。）~~ ~~B　＝　制限時間中の当該供給地点の接続供給電力量~~ ~~e　接続供給電力および接続供給電力量を同時に制限した時間については，aによる修正時間またはbによる修正時間のいずれか大きいものによります。~~ ~~(2)　(1)による延べ日数または延べ時間数を計算する場合には，電気工作物の保守または増強のための工事の必要上当社が契約者に３日前までにお知らせして行なう制限または中止は，１月につき１日を限って計算に入れません。この場合の１月につき１日とは，１暦月の１暦日における１回の工事による制限または中止の時間といたします。~~ ~~なお，契約者と当社との協議（分割接続供給の場合は，双方の契約者と当社との協議といたします。）が整った場合は，需要者に３日前までにお知らせしたことをもって契約者に３日前までにお知らせしたものとみなします。~~ ~~(3)　予備送電サービスの使用を制限し，または中止した場合には，(1)および(2)に準じて割引を行ない料金を算定いたします。~~	

現　行（令和６年10月１日実施）	変更後（令和７年４月１日実施予定）
	14　災害救助法が適用された場合等の特別措置 令和７年４月１日以降に当社供給区域において災害が発生し，原則として災害発生日から１年以内に，当社供給区域内の地域が災害救助法第２条第３項に定める災害発生市町村または本部所管区域市町村の区域（以下「災害救助法適用地域」といいます。）として公示された場合，または当該災害が激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第２条第１項に定める激甚災害として指定され当社供給区域内の地域がその対象地域となった場合で，災害救助法の公示日または激甚災害の指定日が属する月から６月後の月の末日までに，当該災害により被害を受けた需要者（原則として災害救助法適用地域または激甚災害の対象地域の需要者に限ります。）の供給地点に係る託送供給について当該需要者に対して電気の供給を行なう契約者からこの特別措置の適用の申出があるとき（当社が分割接続供給を行なう供給地点においては，双方の契約者から申出がある場合に限ります。）または当該災害により被害を受けた発電者（原則として災害救助法適用地域または激甚災害の対象地域の発電者に限ります。）の受電地点に係る発電量調整供給について当該発電者もしくは当該発電量調整供給に係る発電契約者からこの特別措置の適用の申出があるときの料金および必要となるその他の供給条件は次のとおりといたします。 なお，当社は，需要者または発電者の被害状況を確認するため，必要に応じてり災証明書の提示を求める等の措置を講ずることがあります。 (1)　災害により被害を受けた需要者の供給地点に係る接続送電サービス料金，臨時接続送電サービス料金および予備送電サービス料金について，災害発生日が属する月の前月の料金（支払期日が災害発生日以降となるものに限ります。）および災害発生日が属する月からその翌々月までの料金の供給側料金算定日を，18（料金）(1)にかかわらず，それぞれ１月延期いたします。 (2)　災害により被害を受けた需要者の供給地点において，災害により被害を受けたときから引き続きまったく電気を使用しない場合には，災害発生日が属する月から６月後の月の末日までの間は，料金の算定期間ごとに次の割引を行ない料金を算定いたします。 イ　割引の対象 電灯定額接続送電サービスについては接続送電サービス料金とし，電灯臨時定額接続送電サービスおよび動力臨時定額接続送電サービスについては臨時接続送電サービス料金とし，その他については当該供給地点の接続送電サービスまたは臨時接続送電サービスの基本料金（力率割引または割増しの適用を受ける場合はその適用後の基本料金といたします。）といたします。ただし，33（料金の算定）(1)イ，ロ，ニ，ホ，へまたはリの場合は，まったく電気を使用しない日における契約内容に応じて算定される１月の金額といたします。 ロ　割　引　率 ハに定める割引日数１日ごとに４パーセントといたします。 ハ　割引日数 割引日数は，各月の料金の算定期間における，災害により被害を受けたときから引き続きまったく電気を使用しない期間の日数とし，30分ごとの接続供給電力量等にもとづき当社との協議によって定めます。 (3)　災害により被害を受けた需要者の供給地点において，災害により被害を受けたときから引き続きまったく予備送電サービスを使用しない場合には，災害発生日が属する月から６月後の月の末日までの間は，料

現　行（令和６年10月１日実施）	変更後（令和７年４月１日実施予定）
	金の算定期間ごとに(2)に準じて割引を行ない予備送電サービス料金を算定いたします。 (4)　災害により被害を受けた需要者の供給地点において，災害により被害を受けたときから引き続きまったく電気を使用しないで，契約者が当該供給地点に係る接続供給を廃止された後，契約者が新たに当該供給地点に係る接続供給の申込みを行なった場合で，その申込みが災害発生日が属する月の６月後の月の末日までに行なわれ，かつ，その申込みが災害により被害を受けたときの当該供給地点に係る接続送電サービス契約電力等をこえないとき（分割接続供給の場合は，その申込みにもとづく１供給地点につき，１接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービス契約電力等が，災害により被害を受けたときの１供給地点につき，１接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービス契約電力等をこえないときに限ります。）は，69（供給地点への供給設備の工事費負担金）にかかわらず，その工事費負担金を申し受けません。 (5)　契約者が，災害により被害を受けた需要者の供給地点において，再建等のため，20（臨時接続送電サービス）の申込みを行なった場合で，その申込みが災害発生日が属する月の６月後の月の末日までに行なわれたときは，72（臨時工事費）にかかわらず，その臨時工事費を申し受けません。 (6)　災害により被害を受けた需要者の供給地点において，電気設備が災害のため復旧まで一時使用不能となった場合，18（料金）(1)にかかわらず，災害発生日が属する月から６月後の月の末日までの間は，その使用不能設備に相当する接続送電サービスの基本料金，臨時接続送電サービスの基本料金および予備送電サービス料金の割引を行ない料金を算定いたします。 (7)　契約者が，災害により被害を受けた需要者の供給地点において，再建等のため，引込線，計量器，その付属装置，区分装置および通信設備等の取付位置の変更の申込みを災害発生日が属する月の６月後の月の末日までに行なった場合で，その供給方法が災害により被害を受けたときの供給方法と同一であるときは，62（引込線の接続），63（計量器等の取付け）および64（通信設備等の施設）にかかわらず，原則として，その初回の工事に要した実費を申し受けません。 (8)　災害により被害を受けた需要者の供給地点において，当社が分割接続供給を行なう場合で，(2)または(6)によって割引を行ない接続送電サービス料金または臨時接続送電サービス料金を算定するときは，(9)または(10)による料金の調整を行なうために，１供給地点につき，１接続送電サービスまたは１臨時接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービス料金または臨時接続送電サービス料金を，(2)または(6)に準じて割引を行ない算定いたします。 (9)　災害により被害を受けた需要者の供給地点において，当社が分割接続供給を行ない，かつ，(2)または(6)によって割引を行ない接続送電サービス料金を算定する場合で，それぞれの契約者に係る接続送電サービス料金の合計と，(8)によって算定された１供給地点につき，１接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービス料金との間に差が生ずるときは，33（料金の算定）(12)に準じて接続送電サービス料金の調整を行ないます。 (10)　災害により被害を受けた需要者の供給地点において，当社が分割接続供給を行ない，かつ，(2)または(6)によって割引を行ない臨時接続送電サービス料金を算定する場合で，それぞれの契約者に係る臨時接続送電サービス料金の合計と，(8)によって算定された１供給地点につき，１臨時接続送電サービスを適用した場合の臨時接続送電サービス料金との間に差が生ずるときは，33（料金の算定）(13)に準じて臨時接続送電サービス料金の調整を行ないます。

現　行（令和６年10月１日実施）	変更後（令和７年４月１日実施予定）
	(11)　災害により被害を受けた需要者の供給地点において，当社が分割接続供給を行なう場合で，(3)または(6)によって割引を行ない予備送電サービス料金を算定するときは，(12)による料金の調整を行なうために，１供給地点につき，１予備送電サービスを適用した場合の予備送電サービス料金を，(3)または(6)に準じて割引を行ない算定いたします。 (12)　災害により被害を受けた需要者の供給地点において，当社が分割接続供給を行ない，かつ，予備送電サービスをあわせて適用し，(3)または(6)によって割引を行ない予備送電サービス料金を算定する場合で，それぞれの契約者に係る予備送電サービス料金の合計と，(11)によって算定された１供給地点につき，１予備送電サービスを適用した場合の予備送電サービス料金との間に差が生ずるときは，33（料金の算定）(14)に準じて予備送電サービス料金の調整を行ないます。 (13)　災害により被害を受けた発電者の受電地点に係る系統連系受電サービス料金について，災害発生日が属する月の前月の料金（支払期日が災害発生日以降となるものに限ります。）および災害発生日が属する月からその翌々月までの料金の支払期日を，34（支払義務の発生および支払期日）にかかわらず，それぞれ１月延期いたします。 (14)　災害により被害を受けた発電者の受電地点において，災害により被害を受けたときから引き続きまったく発電または放電しない場合（他の発電量調整供給契約等と同一計量する場合等は，すべての発電量調整供給等に係る発電量調整受電電力量等が零であるときに限ります。）には，災害発生日が属する月から６月後の月の末日までの間は，料金の算定期間ごとに次の割引を行ない料金を算定いたします。 イ　割引の対象 当該受電地点の系統連系受電サービスの基本料金から系統設備効率化割引額を差し引いた金額といたします。ただし，33（料金の算定）(1)イ，ハ，ニ，トまたはチの場合は，まったく電気を発電または放電しない日における契約内容に応じて算定される１月の金額といたします。 ロ　割　引　率 ハに定める割引日数１日ごとに４パーセントといたします。 ハ　割　引　日　数 割引日数は，各月の料金の算定期間における，災害により被害を受けたときから引き続きまったく電気を発電または放電しない期間の日数とし，30分ごとの発電量調整受電電力量等にもとづき当社との協議によって定めます。 (15)　災害により被害を受けた発電者の受電地点において，発電設備等が災害のため復旧まで一時運転不能となった場合，18（料金）(3)にかかわらず，災害発生日が属する月から６月後の月の末日までの間は，その運転不能設備に相当する系統連系受電サービスの基本料金の割引を行ない料金を算定いたします。 なお，この場合，その運転不能設備に相当する系統連系受電サービスの系統設備効率化割引は適用いたしません。

現　行（令和６年10月１日実施）

別　　表

９　需要計画・調達計画・販売計画

需要計画・調達計画・販売計画の通知の期限および通知の内容は次のとおりといたします。

対象期間		年間計画 (第1年度，第2年度)	月間計画 (翌月，翌々月)	週間計画 (翌週，翌々週)	翌々日計画	翌日計画	当日計画
通知の期限		毎年10月31日	毎月１日	毎週水曜日 午前10時	毎日午前10時	毎日午前12時	30分ごとの実需給の開始時刻の１時間前
通知の内容	需要想定値	各月の平日および休日の接続対象電力の最大値および最小値	各週の平日および休日の接続対象電力の最大値および最小値	電力広域的運営推進機関が指定する時刻の日ごとの接続対象電力	~~週間計画と同一の時刻の接続対象電力~~	30分ごとの接続対象電力量	
	需要想定値に対する調達計画・販売計画	各月の平日および休日の接続対象電力の最大値および最小値に対する発電契約者，契約者または需要抑制契約者ごとの調達分および販売分の計画値	各週の平日および休日の接続対象電力の最大値および最小値に対する発電契約者，契約者または需要抑制契約者ごとの調達分および販売分の計画値	電力広域的運営推進機関が指定する時刻の日ごとの接続対象電力に対する発電契約者，契約者または需要抑制契約者ごとの調達分および販売分の計画値	~~週間計画と同一の時刻の接続対象電力に対する発電契約者，契約者または需要抑制契約者ごとの調達分および販売分の計画値~~	30分ごとの接続対象電力量に対する発電契約者，契約者または需要抑制契約者ごとの調達分および販売分の計画値	
		供給力未調達分の計画値 （自己等への電気の供給を行なう場合を除きます。）			―		

（注１）需要計画・調達計画・販売計画は，当社所定の様式により提出していただきます。

（注２）年度とは，４月１日から翌年の３月31日までの期間といたします。

（注３）当社が供給区域の詳細な需給状況を把握する必要がある場合は，より詳細な断面を提出していただく場合があります。

（注４）~~翌々日~~計画以前において，連系線の利用に係る調達計画および販売計画がある場合には，当該利用に係る調達分ごとの計画値および当該利用に係る販売分ごとの計画値を提出していただきます。

変更後（令和７年４月１日実施予定）

別　　表

９　需要計画・調達計画・販売計画

需要計画・調達計画・販売計画の通知の期限および通知の内容は次のとおりといたします。

対象期間		年間計画 (第1年度，第2年度)	月間計画 (翌月，翌々月)	週間計画 (翌週，翌々週)	翌々日計画	翌日計画	当日計画
通知の期限		毎年10月31日	毎月１日	毎週水曜日 午前10時	毎日午前10時	毎日午前12時	30分ごとの実需給の開始時刻の１時間前
通知の内容	需要想定値	各月の平日および休日の接続対象電力の最大値および最小値	各週の平日および休日の接続対象電力の最大値および最小値	電力広域的運営推進機関が指定する時刻の日ごとの接続対象電力	30分ごとの接続対象電力量		
	需要想定値に対する調達計画・販売計画	各月の平日および休日の接続対象電力の最大値および最小値に対する発電契約者，契約者または需要抑制契約者ごとの調達分および販売分の計画値	各週の平日および休日の接続対象電力の最大値および最小値に対する発電契約者，契約者または需要抑制契約者ごとの調達分および販売分の計画値	電力広域的運営推進機関が指定する時刻の日ごとの接続対象電力に対する発電契約者，契約者または需要抑制契約者ごとの調達分および販売分の計画値	30分ごとの接続対象電力量に対する発電契約者，契約者または需要抑制契約者ごとの調達分および販売分の計画値		
		供給力未調達分の計画値 （自己等への電気の供給を行なう場合を除きます。）			―		

（注１）需要計画・調達計画・販売計画は，当社所定の様式により提出していただきます。

（注２）年度とは，４月１日から翌年の３月31日までの期間といたします。

（注３）当社が供給区域の詳細な需給状況を把握する必要がある場合は，より詳細な断面を提出していただく場合があります。

（注４）週間計画以前において，連系線の利用に係る調達計画および販売計画がある場合には，当該利用に係る調達分ごとの計画値および当該利用に係る販売分ごとの計画値を提出していただきます。

現　行（令和６年10月１日実施）

10　発電計画・調達計画・販売計画

発電計画・調達計画・販売計画の通知の期限および通知の内容は次のとおりといたします。

対象期間		年間計画 （第1年度，第2年度）	月間計画 （翌月，翌々月）	週 間 計 画 （翌週，翌々週）	翌々日計画	翌日計画	当日計画
通知の期限		毎年10月31日	毎月１日	毎週水曜日 午前10時	毎日午前10時	毎日午前12時	原則として30分ごとの実需給の開始時刻の１時間前
通知の内容	発電計画	各月の平日および休日の発電量調整受電電力の最大値および最小値	各週の平日および休日の発電量調整受電電力の最大値および最小値	電力広域的運営推進機関が指定する時刻の日ごとの発電量調整受電電力	~~週間計画と同一の時刻の発電量調整受電電力~~	30分ごとの発電量調整受電電力量	
	調達計画 ・ 販売計画	各月の平日および休日の発電量調整受電電力の最大値および最小値に対する契約者，発電契約者または需要抑制契約者ごとの調達分および販売分の計画値	各週の平日および休日の発電量調整受電電力の最大値および最小値に対する契約者，発電契約者または需要抑制契約者ごとの調達分および販売分の計画値	電力広域的運営推進機関が指定する時刻の日ごとの発電量調整受電電力に対する契約者，発電契約者または需要抑制契約者ごとの調達分および販売分の計画値	~~週間計画と同一の時刻の発電量調整受電電力に対する契約者，発電契約者または需要抑制契約者ごとの調達分および販売分の計画値~~	30分ごとの発電量調整受電電力量に対する契約者，発電契約者または需要抑制契約者ごとの調達分および販売分の計画値	
	発電設備等の停止計画	作業の開始日時，作業の終了日時，停止内容，その他必要な項目		—	~~—~~	—	
		—	—	計画外作業			
				計画作業の変更分			

（注１）発電計画・調達計画・販売計画は，当社所定の様式により提出していただきます。

（注２）年度とは，４月１日から翌年の３月31日までの期間といたします。

（注３）当社が系統運用上必要な場合および料金の算定上必要な場合は，発電所別の発電計画もあわせて提出していただきます。

（注４）計画外作業および計画作業の変更分については，発生のつど，すみやかに提出していただきます。

（注５）当社が供給区域の詳細な需給状況を把握する必要がある場合は，より詳細な断面を提出していただく場合があります。

（注６）~~翌々日~~計画以前において，連系線の利用に係る調達計画および販売計画がある場合には，当該利用に係る調達分ごとの計画値および当該利用に係る販売分ごとの計画値を提出していただきます。

変更後（令和７年４月１日実施予定）

10　発電計画・調達計画・販売計画

発電計画・調達計画・販売計画の通知の期限および通知の内容は次のとおりといたします。

対象期間		年間計画 （第1年度，第2年度）	月間計画 （翌月，翌々月）	週 間 計 画 （翌週，翌々週）	翌々日計画	翌日計画	当日計画
通知の期限		毎年10月31日	毎月１日	毎週水曜日 午前10時	毎日午前10時	毎日午前12時	原則として30分ごとの実需給の開始時刻の１時間前
通知の内容	発電計画	各月の平日および休日の発電量調整受電電力の最大値および最小値	各週の平日および休日の発電量調整受電電力の最大値および最小値	電力広域的運営推進機関が指定する時刻の日ごとの発電量調整受電電力	30分ごとの発電量調整受電電力量		
	調達計画 ・ 販売計画	各月の平日および休日の発電量調整受電電力の最大値および最小値に対する契約者，発電契約者または需要抑制契約者ごとの調達分および販売分の計画値	各週の平日および休日の発電量調整受電電力の最大値および最小値に対する契約者，発電契約者または需要抑制契約者ごとの調達分および販売分の計画値	電力広域的運営推進機関が指定する時刻の日ごとの発電量調整受電電力に対する契約者，発電契約者または需要抑制契約者ごとの調達分および販売分の計画値	30分ごとの発電量調整受電電力量に対する契約者，発電契約者または需要抑制契約者ごとの調達分および販売分の計画値		
	発電設備等の停止計画	作業の開始日時，作業の終了日時，停止内容，その他必要な項目		—	—		
		—	—	計画外作業			
				計画作業の変更分			

（注１）発電計画・調達計画・販売計画は，当社所定の様式により提出していただきます。

（注２）年度とは，４月１日から翌年の３月31日までの期間といたします。

（注３）当社が系統運用上必要な場合および料金の算定上必要な場合は，発電所別の発電計画もあわせて提出していただきます。

（注４）計画外作業および計画作業の変更分については，発生のつど，すみやかに提出していただきます。

（注５）当社が供給区域の詳細な需給状況を把握する必要がある場合は，より詳細な断面を提出していただく場合があります。

（注６）週間計画以前において，連系線の利用に係る調達計画および販売計画がある場合には，当該利用に係る調達分ごとの計画値および当該利用に係る販売分ごとの計画値を提出していただきます。

現　行（令和６年10月１日実施）

11　需要抑制計画・調達計画・販売計画・ベースライン

需要抑制計画・調達計画・販売計画・ベースラインの通知の期限および通知の内容は次のとおりといたします。

対象期間		年間計画 （第1年度，第2年度）	月間計画 （翌月，翌々月）	週間計画 （翌週，翌々週）	翌々日計画	翌日計画	当 日 計 画
通知の期限		毎年10月31日	毎月１日	毎週水曜日 午前10時	毎日午前10時	毎日午前12時	30分ごとの実需給の開始時刻の１時間前
通知の内容	需要抑制計画	各月の平日および休日の需要抑制量調整受電電力の最大値および最小値	各週の平日および休日の需要抑制量調整受電電力の最大値および最小値	電力広域的運営推進機関が指定する時刻の日ごとの需要抑制量調整受電電力	~~週間計画と同一の時刻の需要抑制量調整受電電力~~	30分ごとの需要抑制量調整受電電力量	
	調達計画・販売計画	各月の平日および休日の需要抑制量調整受電電力の最大値および最小値に対する契約者，発電契約者または需要抑制契約者ごとの調達分および販売分の計画値	各週の平日および休日の需要抑制量調整受電電力の最大値および最小値に対する契約者，発電契約者または需要抑制契約者ごとの調達分および販売分の計画値	電力広域的運営推進機関が指定する時刻の日ごとの需要抑制量調整受電電力に対する契約者，発電契約者または需要抑制契約者ごとの調達分および販売分の計画値	~~週間計画と同一の時刻の需要抑制量調整受電電力に対する契約者，発電契約者または需要抑制契約者ごとの調達分および販売分の計画値~~	30分ごとの需要抑制量調整受電電力量に対する契約者，発電契約者または需要抑制契約者ごとの調達分および販売分の計画値	
	ベースライン	—	—	—	—	—	30分ごとの値

（注１）需要抑制計画・調達計画・販売計画・ベースラインは，当社所定の様式により提出していただきます。

（注２）年度とは，４月１日から翌年の３月31日までの期間といたします。

（注３）　当社が供給区域の詳細な需給状況を把握する必要がある場合は，より詳細な断面を提出していただく場合があります。

（注４）~~翌々日~~計画以前において，連系線の利用に係る調達計画および販売計画がある場合には，当該利用に係る調達分ごとの計画値および当該利用に係る販売分ごとの計画値を提出していただきます。

変更後（令和７年４月１日実施予定）

11　需要抑制計画・調達計画・販売計画・ベースライン

需要抑制計画・調達計画・販売計画・ベースラインの通知の期限および通知の内容は次のとおりといたします。

対象期間		年間計画 （第1年度，第2年度）	月間計画 （翌月，翌々月）	週間計画 （翌週，翌々週）	翌々日計画	翌日計画	当 日 計 画
通知の期限		毎年10月31日	毎月１日	毎週水曜日 午前10時	毎日午前10時	毎日午前12時	30分ごとの実需給の開始時刻の１時間前
通知の内容	需要抑制計画	各月の平日および休日の需要抑制量調整受電電力の最大値および最小値	各週の平日および休日の需要抑制量調整受電電力の最大値および最小値	電力広域的運営推進機関が指定する時刻の日ごとの需要抑制量調整受電電力	30分ごとの需要抑制量調整受電電力量		
	調達計画・販売計画	各月の平日および休日の需要抑制量調整受電電力の最大値および最小値に対する契約者，発電契約者または需要抑制契約者ごとの調達分および販売分の計画値	各週の平日および休日の需要抑制量調整受電電力の最大値および最小値に対する契約者，発電契約者または需要抑制契約者ごとの調達分および販売分の計画値	電力広域的運営推進機関が指定する時刻の日ごとの需要抑制量調整受電電力に対する契約者，発電契約者または需要抑制契約者ごとの調達分および販売分の計画値	30分ごとの需要抑制量調整受電電力量に対する契約者，発電契約者または需要抑制契約者ごとの調達分および販売分の計画値		
	ベースライン	—	—	—	—	—	30分ごとの値

（注１）需要抑制計画・調達計画・販売計画・ベースラインは，当社所定の様式により提出していただきます。

（注２）年度とは，４月１日から翌年の３月31日までの期間といたします。

（注３）　当社が供給区域の詳細な需給状況を把握する必要がある場合は，より詳細な断面を提出していただく場合があります。

（注４）週間計画以前において，連系線の利用に係る調達計画および販売計画がある場合には，当該利用に係る調達分ごとの計画値および当該利用に係る販売分ごとの計画値を提出していただきます。

現行（令和６年 10 月１日実施）	変更後（令和７年４月１日実施予定）
託送供給等約款別冊 託 送 供 給 等 約 款 系 統 連 系 技 術 要 件 令和~~６~~年 ~~10~~月１日実施 四国電力送配電株式会社	託送供給等約款別冊 託 送 供 給 等 約 款 系 統 連 系 技 術 要 件 令和７年４月１日実施 四国電力送配電株式会社

現行（令和６年 10 月１日実施）	変更後（令和７年４月１日実施予定）

目　　次

Ⅰ　総　　則

1　目　　的 …… 1
2　適用の範囲 …… 1
3　協　　議 …… 1

Ⅱ　発電設備等の系統連系技術要件（低圧連系）

1　発電設備等の種類 …… 2
2　電気方式 …… 2
3　運転可能周波数 …… 2
4　力　　率 …… ~~2~~
5　高　調　波 …… ~~2~~
6　需給バランス制約による発電設備等の出力の抑制 …… 3
7　送電容量制約による発電設備等の出力の抑制 …… 3
8　不要解列の防止 …… ~~3~~
9　保護装置の設置 …… ~~6~~
10　保護装置の設置場所 …… ~~7~~
11　解列箇所 …… ~~7~~
12　保護継電器の設置相数 …… ~~7~~

~~13~~　接地方式 …… ~~8~~
~~14~~　直流流出防止変圧器の設置 …… ~~8~~
~~15~~　電圧変動 …… ~~8~~
~~16~~　短絡容量 …… ~~10~~
~~17~~　過電流引き外し素子を有するしゃ断器の設置 …… ~~10~~
~~18~~　サイバーセキュリティ対策 …… ~~10~~
~~19~~　発電機諸元 …… ~~11~~

Ⅲ　負荷設備の系統連系技術要件（低圧連系）

1　電気方式 …… ~~12~~
2　力　　率 …… ~~12~~
3　保護装置の目的および設置 …… ~~12~~
4　保護装置の設置場所 …… ~~12~~
5　解列箇所 …… ~~13~~
6　高　調　波 …… ~~13~~

目　　次

Ⅰ　総　　則

1　目　　的 …… 1
2　適用の範囲 …… 1
3　協　　議 …… 1

Ⅱ　発電設備等の系統連系技術要件（低圧連系）

1　発電設備等の種類 …… 2
2　電気方式 …… 2
3　運転可能周波数・並列時許容周波数 …… 2
4　力　　率 …… 3
5　高　調　波 …… 3
6　需給バランス制約による発電設備等の出力の抑制 …… 3
7　送電容量制約による発電設備等の出力の抑制 …… 3
8　不要解列の防止 …… 4
9　保護装置の設置 …… 7
10　保護装置の設置場所 …… 8
11　解列箇所 …… 8
12　保護継電器の設置相数 …… 8
13　発電機運転制御装置の付加 …… 9
14　接地方式 …… 9
15　直流流出防止変圧器の設置 …… 9
16　電圧変動 …… 9
17　短絡容量 …… 11
18　過電流引き外し素子を有するしゃ断器の設置 …… 11
19　サイバーセキュリティ対策 …… 11
20　発電機諸元 …… 12

Ⅲ　負荷設備の系統連系技術要件（低圧連系）

1　電気方式 …… 13
2　力　　率 …… 13
3　保護装置の目的および設置 …… 13
4　保護装置の設置場所 …… 13
5　解列箇所 …… 14
6　高　調　波 …… 14

現行（令和６年 10 月１日実施）	変更後（令和７年４月１日実施予定）
Ⅳ　発電設備等の系統連系技術要件（高圧連系）	**Ⅳ　発電設備等の系統連系技術要件（高圧連系）**
1　電気方式…… ~~14~~	1　電気方式…… 15
2　運転可能周波数…… ~~14~~	2　運転可能周波数・並列時許容周波数…… 15
3　力率…… ~~14~~	3　力率…… 15
4　高調波…… ~~14~~	4　高調波…… 15
5　需給バランス制約による発電設備等の出力の抑制…… ~~14~~	5　需給バランス制約による発電設備等の出力の抑制…… 16
6　送電容量制約による発電設備等の出力の抑制…… ~~15~~	6　送電容量制約による発電設備等の出力の抑制…… 16
7　不要解列の防止…… ~~15~~	7　不要解列の防止…… 16
8　保護装置の設置…… ~~17~~	8　保護装置の設置…… 19
9　保護装置の設置場所…… ~~19~~	9　保護装置の設置場所…… 20
10　解列箇所…… ~~19~~	10　解列箇所…… 20
11　保護継電器の設置相数…… ~~19~~	11　保護継電器の設置相数…… 20
12　自動負荷制限…… ~~19~~	12　自動負荷制限…… 21
13　線路無電圧確認装置の設置…… ~~19~~	13　線路無電圧確認装置の設置…… 21
	14　発電機運転制御装置の付加…… 21
~~14~~　接地方式…… ~~20~~	15　接地方式…… 22
~~15~~　直流流出防止変圧器の設置…… ~~20~~	16　直流流出防止変圧器の設置…… 22
~~16~~　電圧変動…… ~~20~~	17　電圧変動…… 22
~~17~~　短絡容量…… ~~22~~	18　短絡容量…… 24
~~18~~　発電機定数・諸元…… ~~22~~	19　発電機定数・諸元…… 24
~~19~~　昇圧用変圧器…… ~~23~~	20　昇圧用変圧器…… 25
~~20~~　連絡体制…… ~~23~~	21　連絡体制…… 25
~~21~~　バンク逆潮流の制限…… ~~24~~	22　バンク逆潮流の制限…… 26
~~22~~　サイバーセキュリティ対策…… ~~24~~	23　サイバーセキュリティ対策…… 26
Ⅴ　負荷設備の系統連系技術要件（高圧連系）	**Ⅴ　負荷設備の系統連系技術要件（高圧連系）**
1　電気方式…… ~~25~~	1　電気方式…… 27
2　保護協調…… ~~25~~	2　保護協調…… 27
3　保護装置の設置…… ~~25~~	3　保護装置の設置…… 27
4　保護装置の設置場所…… ~~25~~	4　保護装置の設置場所…… 27
5　解列箇所…… ~~25~~	5　解列箇所…… 27
6　保護継電器の設置相数…… ~~25~~	6　保護継電器の設置相数…… 27
7　高調波…… ~~25~~	7　高調波…… 27
8　電圧変動…… ~~27~~	8　電圧変動…… 29
9　連絡体制…… ~~27~~	9　連絡体制…… 29
10　サイバーセキュリティ対策…… ~~27~~	10　サイバーセキュリティ対策…… 29

現行（令和６年 10 月１日実施）	変更後（令和７年４月１日実施予定）
Ⅵ　発電設備等の系統連系技術要件（特別高圧連系）	**Ⅵ　発電設備等の系統連系技術要件（特別高圧連系）**
1　電気方式…… ~~28~~ 2　運転可能周波数・並列時許容周波数…… ~~28~~ 3　力　　率…… ~~28~~ 4　高　調　波…… ~~28~~ 5　需給バランス制約による発電設備等の出力の抑制…… ~~29~~ 6　送電容量制約による発電設備等の出力の抑制…… ~~29~~ 7　不要解列の防止…… ~~29~~ 8　保護装置の設置…… ~~31~~ 9　再閉路方式…… ~~33~~ 10　保護装置の設置場所…… ~~34~~ 11　解列箇所…… ~~34~~ 12　保護継電器の設置相数…… ~~34~~ 13　自動負荷制限・発電抑制…… ~~34~~ 14　線路無電圧確認装置の設置…… ~~35~~ 15　発電機運転制御装置の付加…… ~~35~~ 16　中性点接地装置の付加と電磁誘導障害防止対策の実施…… ~~37~~ 17　直流流出防止変圧器の設置…… ~~37~~ 18　電圧変動…… ~~38~~ 19　出力変動対策…… ~~39~~ 20　短絡・地絡電流対策…… ~~39~~ 21　発電機定数・諸元…… ~~39~~ 22　昇圧用変圧器…… ~~41~~ 23　連絡体制…… ~~41~~ 24　電気現象記録装置…… ~~43~~ 25　サイバーセキュリティ対策…… ~~43~~	1　電気方式…… 30 2　運転可能周波数・並列時許容周波数…… 30 3　力　　率…… 30 4　高　調　波…… 30 5　需給バランス制約による発電設備等の出力の抑制…… 31 6　送電容量制約による発電設備等の出力の抑制…… 31 7　不要解列の防止…… 31 8　保護装置の設置…… 33 9　再閉路方式…… 35 10　保護装置の設置場所…… 36 11　解列箇所…… 36 12　保護継電器の設置相数…… 36 13　自動負荷制限・発電抑制…… 36 14　線路無電圧確認装置の設置…… 37 15　発電機運転制御装置の付加…… 37 16　中性点接地装置の付加と電磁誘導障害防止対策の実施…… 41 17　直流流出防止変圧器の設置…… 41 18　電圧変動…… 41 19　出力変動対策…… 42 20　短絡・地絡電流対策…… 43 21　発電機定数・諸元…… 43 22　昇圧用変圧器…… 45 23　連絡体制…… 45 24　電気現象記録装置…… 47 25　サイバーセキュリティ対策…… 47
Ⅶ　負荷設備の系統連系技術要件（特別高圧連系）	**Ⅶ　負荷設備の系統連系技術要件（特別高圧連系）**
1　電気方式…… ~~44~~ 2　保護協調…… ~~44~~ 3　保護装置の設置…… ~~44~~ 4　保護装置の設置場所…… ~~45~~ 5　解列箇所…… ~~45~~ 6　保護継電器の設置相数…… ~~45~~ 7　中性点接地装置の付加と電磁誘導障害防止対策の実施…… ~~45~~ 8　高　調　波…… ~~45~~	1　電気方式…… 48 2　保護協調…… 48 3　保護装置の設置…… 48 4　保護装置の設置場所…… 49 5　解列箇所…… 49 6　保護継電器の設置相数…… 49 7　中性点接地装置の付加と電磁誘導障害防止対策の実施…… 49 8　高　調　波…… 49

現行（令和６年 10 月１日実施）	変更後（令和７年４月１日実施予定）
９　電　圧　変　動 …… ~~47~~ 10　連　絡　体　制 …… ~~47~~ 11　サイバーセキュリティ対策 …… ~~47~~	９　電　圧　変　動 …… 51 10　連　絡　体　制 …… 51 11　サイバーセキュリティ対策 …… 51
Ⅱ　発電設備等の系統連系技術要件（低圧連系）	**Ⅱ　発電設備等の系統連系技術要件（低圧連系）**
３　運転可能周波数 発電設備等の連続運転可能周波数および運転可能周波数は，次のとおりとしていただきます。 ~~(1)~~　連続運転可能周波数：58.2 ヘルツをこえ 61.0 ヘルツ以下 ~~(2)~~　運転可能周波数：57.0 ヘルツ以上 61.8 ヘルツ以下 なお，周波数低下時の運転継続時間は，58.2 ヘルツでは 10 分程度以上，57.6 ヘルツは１分程度以上としていただきます。また，周波数低下継電器の整定値は，原則として，検出レベルは 57.0 ヘルツとし，検出時限は自動再閉路時間と協調が取れる範囲の最大値としていただきます。（協調が取れる範囲の最大値：２秒） ただし，逆変換装置を用いた発電設備等で事故時運転継続要件（以下「ＦＲＴ要件」といいます。）非適用の設備については，これによらないものとします。	**３　運転可能周波数・並列時許容周波数** (1)　運転可能周波数 発電設備等の連続運転可能周波数および運転可能周波数は，次のとおりとしていただきます。 イ　連続運転可能周波数：58.2 ヘルツをこえ 61.0 ヘルツ以下 ロ　運転可能周波数：57.0 ヘルツ以上 61.8 ヘルツ以下 なお，周波数低下時の運転継続時間は，58.2 ヘルツでは 10 分程度以上，57.6 ヘルツは１分程度以上としていただきます。また，周波数低下継電器の整定値は，原則として，検出レベルは 57.0 ヘルツとし，検出時限は自動再閉路時間と協調が取れる範囲の最大値としていただきます。（協調が取れる範囲の最大値：２秒） ただし，逆変換装置を用いた発電設備等で事故時運転継続要件（以下「ＦＲＴ要件」といいます。）非適用の設備については，これによらないものとします。 (2)　並列時許容周波数 系統周波数を適正値に維持する必要があるため，並列時の周波数は並列時許容周波数以内としていただきます。なお，並列時許容周波数は，標準周波数＋0.1 ヘルツ以下（設定可能範囲：標準周波数＋0.1～＋1.0 ヘルツ）とします。ただし，系統固有の事由等により個別に協議させていただく場合があります。

現行（令和６年 10 月１日実施）	変更後（令和７年４月１日実施予定）
６　需給バランス制約による発電設備等の出力の抑制 逆潮流のある発電設備等のうち，太陽光発電設備および風力発電設備ならびに蓄電池には，当社の求めに応じて，当社からの遠隔制御により０パーセントから 100 パーセントの範囲（１パーセント刻み）で出力（自家消費分を除くことも可）の抑制ができる機能を有する逆変換装置やその他必要な設備を設置する等の対策を実施していただきます。なお，ウィンドファームとしての運用がない風力発電所やウィンドファームコントローラがない風力発電所については，技術的制約を踏まえ個別に協議させていただきます。 逆潮流のある火力発電設備およびバイオマス発電設備（ただし，再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則第 14 条第８号ニに定める地域資源バイオマス発電設備〔以下「地域資源バイオマス発電設備」といいます。〕であって，燃料貯蔵や技術に由来する制約等により出力の抑制が困難なものを~~除く~~）は，発電出力を技術的に合理的な範囲で最大限抑制し，多くとも 50 パーセント以下に抑制するために必要な機能を具備していただきます。なお，停止による対応も可能といたします。自家消費を主な目的とした発電設備等については，個別の事情を踏まえ対策の内容を協議させていただきます。	**６　需給バランス制約による発電設備等の出力の抑制** 逆潮流のある発電設備等のうち，太陽光発電設備および風力発電設備ならびに蓄電池には，当社の求めに応じて，当社からの遠隔制御により０パーセントから 100 パーセントの範囲（１パーセント刻み）で出力（自家消費分を除くことも可）の抑制ができる機能を有する逆変換装置やその他必要な設備を設置する等の対策を実施していただきます。なお，ウィンドファームとしての運用がない風力発電所やウィンドファームコントローラがない風力発電所については，技術的制約を踏まえ個別に協議させていただきます。 逆潮流のある火力発電設備およびバイオマス発電設備（ただし，再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則第 14 条第８号ニに定める地域資源バイオマス発電設備〔以下「地域資源バイオマス発電設備」といいます。〕であって，燃料貯蔵や技術に由来する制約等により出力の抑制が困難なものを除きます。）は，発電出力を技術的に合理的な範囲で最大限抑制し，その最低出力を発電端の定格出力に対して，火力発電設備（混焼バイオマス発電設備を含みます。）については多くとも 30 パーセント以下，バイオマス発電設備については多くとも 50 パーセント以下に抑制するために必要な機能を具備していただきます。なお，停止による対応も可能といたします。自家消費を主な目的とした発電設備等については，個別の事情を踏まえ対策の内容を協議させていただきます。実証設備の実証期間中の扱いについては，技術的制約を踏まえ個別に協議させていただき，実証期間終了後は，再協議させていただきます。
７　送電容量制約による発電設備等の出力の抑制 逆潮流のある発電設備等のうち 10~~kW~~以上の設備には，当社の求めに応じて，当社からの遠隔制御により，送電容量制約による出力の抑制ができる機能を有する装置やその他必要な装置を設置する等の対策を実施していただきます。	**７　送電容量制約による発電設備等の出力の抑制** 逆潮流のある発電設備等のうち 10 キロワット以上の設備には，当社の求めに応じて，当社からの遠隔制御により，送電容量制約による出力の抑制ができる機能を有する装置やその他必要な装置を設置する等の対策を実施していただきます。
	13　発電機運転制御装置の付加 火力発電設備およびコージェネレーション（ガスタービン・ガスエンジンを採用したコージェネレーションを除きます。）は，周波数 58.8 ヘルツまでは発電機出力を低下しない，周波数 58.8 ヘルツ以下については，1.2 ヘルツ低下するごとに５パーセント以内の出力低下に抑える，または，一度出力低下しても回復する機能もしくは装置を具備していただきます。 なお，周波数変動に鋭敏な負荷設備や，構内設備（発電用所内電源を除きます。）への電源供給維持のため，自立運転に移行する必要がある自家用発電設備等については，対策内容を協議させていただきます。

現行（令和６年 10 月１日実施）	変更後（令和７年４月１日実施予定）
~~13~~　接　地　方　式	14　接　地　方　式
~~14~~　**直流流出防止変圧器の設置**	15　**直流流出防止変圧器の設置**
~~15~~　**電　圧　変　動** （1）　常時電圧変動対策 連系する系統における低圧の需要場所の電圧を適正値（標準電圧 100 ボルトに対しては 101±6 ボルト，標準電圧 200 ボルトに対しては 202±20 ボルト）以内に維持する必要~~があるため，~~発電設備等の逆潮流により低圧の需要場所の電圧が適正値を逸脱するおそれがあるときは，進相無効電力制御機能または出力制御機能により自動的に電圧を調整する対策を行なっていただきます。なお，これにより対応できない場合は，配電線増強等の対策を行ないます。	16　**電　圧　変　動** （1）　常時電圧変動対策 連系する系統における低圧の需要場所の電圧を適正値（標準電圧 100 ボルトに対しては 101±6 ボルト，標準電圧 200 ボルトに対しては 202±20 ボルト）以内に維持する必要があります。なお，電圧規制点は構内負荷機器への影響を考慮し，原則として受電点とします。ただし，系統側の電圧が電圧上限値に近い場合，発電設備等からの逆潮流の制限により発電電力量が低下する場合は，当該発電設備等設置者以外の低圧需要家への供給電圧が適正値を逸脱するおそれがないことを条件として，電圧規制点を引込柱とします。発電設備等の逆潮流により低圧の需要場所の電圧が適正値を逸脱するおそれがあるときは，進相無効電力制御機能または出力制御機能により自動的に電圧を調整する対策を行なっていただきます。なお，これにより対応できない場合は，配電線増強等の対策を行ないます。 また，発電設備等のパワーコンディショナーは逆潮流による電圧上昇を抑制する対策として，次に示す対策を行なっていただきます。 イ　発電設備等のパワーコンディショナーに，適正電圧範囲内で常に一定の力率（80 パーセント～100 パーセント〔１パーセント刻み〕）で進相運転を行なう機能（力率一定制御）を有するものを用いること。 ロ　太陽光発電設備（複数直流入力の発電設備を含みます。）については，現時点における標準的な力率値 95 パーセントに設定すること。ただし，連系点の潮流が順潮流状態の時は，力率を 100 パーセントに制御してもよい。 なお，高圧配電線等の系統状況により個別に力率値を指定する場合には，力率値を変更すること。

現行（令和６年 10 月１日実施）	変更後（令和７年４月１日実施予定）
(2)　瞬時電圧変動対策 発電設備等の並解列時の瞬時電圧変動は常時電圧の 10 パーセント以内とし，次に示す対策を行なっていただきます。 イ　自励式の逆変換装置を用いた発電設備等の場合は，自動的に同期する機能を有するものを用いること。 ロ　他励式の逆変換装置を用いた発電設備等の場合で，並列時の瞬時電圧低下により系統の電圧が常時電圧から 10 パーセントをこえて逸脱するおそれがあるときには，限流リアクトル等を設置すること。 ハ　同期発電機の場合は，制動巻線付きのもの（制動巻線を有しているものと同等以上の乱調防止効果を有する制動巻線付きでない同期発電機を~~含む~~。）とするとともに自動同期検定装置を設置すること。 ニ　二次励磁制御巻線形誘導発電機の場合は，自動同期検定機能を有するものを用いること。 ホ　誘導発電機の場合で，並列時の瞬時電圧低下により系統の電圧が常時電圧から 10 パーセントをこえて逸脱するおそれがあるときは，限流リアクトル等を設置すること。なお，これにより対応できない場合には，同期発電機を用いる等の対策を行なうこと。 ヘ　発電設備等の出力変動や頻繁な並解列が問題となる場合は，出力変動の抑制や並解列の頻度を低減する対策を行なうこと。	(2)　瞬時電圧変動対策 発電設備等の並解列時の瞬時電圧変動は常時電圧の 10 パーセント以内とし，次に示す対策を行なっていただきます。 イ　自励式の逆変換装置を用いた発電設備等の場合は，自動的に同期する機能を有するものを用いること。 ロ　他励式の逆変換装置を用いた発電設備等の場合で，並列時の瞬時電圧低下により系統の電圧が常時電圧から 10 パーセントをこえて逸脱するおそれがあるときには，限流リアクトル等を設置すること。 ハ　同期発電機の場合は，制動巻線付きのもの（制動巻線を有しているものと同等以上の乱調防止効果を有する制動巻線付きでない同期発電機を含みます。）とするとともに自動同期検定装置を設置すること。 ニ　二次励磁制御巻線形誘導発電機の場合は，自動同期検定機能を有するものを用いること。 ホ　誘導発電機の場合で，並列時の瞬時電圧低下により系統の電圧が常時電圧から 10 パーセントをこえて逸脱するおそれがあるときは，限流リアクトル等を設置すること。なお，これにより対応できない場合には，同期発電機を用いる等の対策を行なうこと。 ヘ　発電設備等の出力変動や頻繁な並解列が問題となる場合は，出力変動の抑制や並解列の頻度を低減する対策を行なうこと。
(3)　電圧フリッカ対策 発電設備等を設置する場合は，発電設備等の頻繁な並解列や出力変動，単独運転検出機能（能動的方式）による電圧フリッカにより適正値を逸脱するおそれがあるときは，次に示す電圧フリッカ対策等を行なっていただきます。 イ　風力発電設備等の頻繁な並解列により電圧フリッカが適正値を逸脱するおそれがあるときには，静止型無効電力補償装置（以下「ＳＶＣ」といいます。）の設置やサイリスタ等によるソフトスタート機能を有する装置を設置すること，もしくは，配電線の太線化等による系統インピーダンスの低減等の対策を行なう。なお，これにより対応できない場合には，配電線の増強等を行なうか，専用線による連系とする。 ロ　風力発電設備等の出力変動により電圧フリッカが適正値を逸脱するおそれがあるときには，ＳＶＣ等を設置すること，もしくは，配電線の太線化等による系統インピーダンスの低減等の対策を行なう。なお，これにより対応できない場合には，配電線の増強等を行なうか，専用線による連系とする。 ハ　単独運転検出機能（能動的方式）による電圧フリッカにより適正値を逸脱するおそれがあるとき（新型能動的方式を具備する場合等）は，無効電力発振の予兆を検出して無効電力の注入を一時的に停止する機能を有する装置の設置等の対策を行なうこと。 また，単独運転検出機能（能動的方式）による電圧フリッカにより，系統運用に支障が発生した場合，または発生するおそれがある場合には，発電設備等設置者は当社と協議のうえ，単独運転検出に影響のない範囲で，周波数フィードバックゲインや無効電力の注入量の上下限値の変更等により，配電線に注入する無効電力の注入量を低減する等の対策を講じること。なお，ソフトウェア改修不可等で対応できない場合については，機器取替や対応時期等を含めて個別協議とする。	(3)　電圧フリッカ対策 発電設備等を設置する場合は，発電設備等の頻繁な並解列や出力変動，単独運転検出機能（能動的方式）による電圧フリッカにより適正値を逸脱するおそれがあるときは，次に示す電圧フリッカ対策等を行なっていただきます。 イ　風力発電設備等の頻繁な並解列により電圧フリッカが適正値を逸脱するおそれがあるときには，静止型無効電力補償装置（以下「ＳＶＣ」といいます。）の設置やサイリスタ等によるソフトスタート機能を有する装置を設置すること，もしくは，配電線の太線化等による系統インピーダンスの低減等の対策を行なう。なお，これにより対応できない場合には，配電線の増強等を行なうか，専用線による連系とする。 ロ　風力発電設備等の出力変動により電圧フリッカが適正値を逸脱するおそれがあるときには，ＳＶＣ等を設置すること，もしくは，配電線の太線化等による系統インピーダンスの低減等の対策を行なう。なお，これにより対応できない場合には，配電線の増強等を行なうか，専用線による連系とする。 ハ　単独運転検出機能（能動的方式）による電圧フリッカにより適正値を逸脱するおそれがあるとき（新型能動的方式を具備する場合等）は，発生する電圧フリッカの電圧変動周期にかかわらず無効電力発振の予兆を検出して無効電力の注入を一時的に停止する機能を有する装置の設置等の対策を行なうこと。 また，単独運転検出機能（能動的方式）による電圧フリッカにより，系統運用に支障が発生した場合，または発生するおそれがある場合には，発電設備等設置者は当社と協議のうえ，単独運転検出に影響のない範囲で，周波数フィードバックゲインや無効電力の注入量の上下限値の変更等により，配電線に注入する無効電力の注入量を低減する等の対策を講じること。なお，ソフトウェア改修不可等で対応できない場合については，機器取替や対応時期等を含めて個別協議とする。

現行（令和６年 10 月１日実施）	変更後（令和７年４月１日実施予定）
［対策要否の判定基準例］ 受電点における電圧フリッカレベル（ΔＶ10）を 0.45 ボルト以下（当該設備のみの場合は，0.23 ボルト以下）に維持する。	［対策要否の判定基準例］ 受電点における電圧フリッカレベル（ΔＶ10）を 0.45 ボルト以下（当該設備のみの場合は，0.23 ボルト以下）に維持する。
~~16~~　短 絡 容 量	17　短 絡 容 量
~~17~~　過電流引き外し素子を有するしゃ断器の設置	18　過電流引き外し素子を有するしゃ断器の設置
~~18~~　サイバーセキュリティ対策 自家用電気工作物（発電事業の用に供するものおよび小規模事業用電気工作物を~~除く~~。）に係る遠隔監視システムおよび制御システムは，「自家用電気工作物に係るサイバーセキュリティの確保に関するガイドライン」に準拠した対策を講じていただきます。 上記以外の発電設備等については，サイバー攻撃による発電設備等の異常動作を防止し，または発電設備等がサイバー攻撃を受けた場合にすみやかな異常の除去，影響範囲の局限化等を行なうために次のとおり，適切なサイバーセキュリティ対策を講じていただきます。	19　サイバーセキュリティ対策 自家用電気工作物（発電事業の用に供するものおよび小規模事業用電気工作物を除きます。）に係る遠隔監視システムおよび制御システムは，「自家用電気工作物に係るサイバーセキュリティの確保に関するガイドライン」に準拠した対策を講じていただきます。 上記以外の発電設備等については，サイバー攻撃による発電設備等の異常動作を防止し，または発電設備等がサイバー攻撃を受けた場合にすみやかな異常の除去，影響範囲の局限化等を行なうために次のとおり，適切なサイバーセキュリティ対策を講じていただきます。
~~19~~　発 電 機 諸 元	20　発 電 機 諸 元
Ⅲ　負荷設備の系統連系技術要件（低圧連系）	**Ⅲ　負荷設備の系統連系技術要件（低圧連系）**
６　高　調　波 受電設備を設置する場合には，受電設備（フィルター，補機類を~~含む~~）からの高調波流出電流を，高調波環境目標レベルである総合電流歪み率５パーセント以下（6.6 キロボルト配電系統）に抑制していただきます。	６　高　調　波 受電設備を設置する場合には，受電設備（フィルター，補機類を含みます。）からの高調波流出電流を，高調波環境目標レベルである総合電流歪み率５パーセント以下（6.6 キロボルト配電系統）に抑制していただきます。

現行（令和６年 10 月１日実施）	変更後（令和７年４月１日実施予定）
Ⅳ　発電設備等の系統連系技術要件（高圧連系）	**Ⅳ　発電設備等の系統連系技術要件（高圧連系）**
２　運転可能周波数	**２　運転可能周波数・並列時許容周波数**
発電設備等の連続運転可能周波数および運転可能周波数は，次のとおりとしていただきます。	(1)　運転可能周波数 発電設備等の連続運転可能周波数および運転可能周波数は，次のとおりとしていただきます。
~~(1)~~　連続運転可能周波数：58.2 ヘルツをこえ 61.0 ヘルツ以下	イ　連続運転可能周波数：58.2 ヘルツをこえ 61.0 ヘルツ以下
~~(2)~~　運転可能周波数：57.0 ヘルツ以上 61.8 ヘルツ以下	ロ　運転可能周波数：57.0 ヘルツ以上 61.8 ヘルツ以下
なお，周波数低下時の運転継続時間は，58.2 ヘルツでは 10 分程度以上，57.6 ヘルツは１分程度以上としていただきます。また，周波数低下継電器の整定値は，原則として，検出レベルは 57.0 ヘルツとし，検出時限は自動再閉路時間と協調が取れる範囲の最大値としていただきます。（協調が取れる範囲の最大値：２秒）	なお，周波数低下時の運転継続時間は，58.2 ヘルツでは 10 分程度以上，57.6 ヘルツは１分程度以上としていただきます。また，周波数低下継電器の整定値は，原則として，検出レベルは 57.0 ヘルツとし，検出時限は自動再閉路時間と協調が取れる範囲の最大値としていただきます。（協調が取れる範囲の最大値：２秒）
ただし，逆変換装置を用いた発電設備等でＦＲＴ要件非適用の設備については，これによらないものとします。	ただし，逆変換装置を用いた発電設備等でＦＲＴ要件非適用の設備については，これによらないものとします。
	(2)　並列時許容周波数 系統周波数を適正値に維持する必要があるため，並列時の周波数は並列時許容周波数以内としていただきます。なお，並列時許容周波数は，標準周波数＋0.1 ヘルツ以下（設定可能範囲：標準周波数＋0.1～＋1.0 ヘルツ）とします。ただし，系統固有の事由等により個別に協議させていただく場合があります。

現行（令和６年 10 月１日実施）	変更後（令和７年４月１日実施予定）
５　需給バランス制約による発電設備等の出力の抑制 逆潮流のある発電設備のうち，太陽光発電設備および風力発電設備ならびに蓄電池には，当社の求めに応じて，当社からの遠隔制御により０パーセントから 100 パーセントの範囲（１パーセント刻み）で出力（自家消費分を除くことも可）の抑制ができる機能を有する逆変換装置やその他必要な設備を設置する等の対策を実施していただきます。なお，ウィンドファームとしての運用がない風力発電所やウィンドファームコントローラがない風力発電所については，技術的制約を踏まえ個別に協議させていただきます。 逆潮流のある火力発電設備およびバイオマス発電設備（ただし，地域資源バイオマス発電設備であって，燃料貯蔵や技術に由来する制約等により出力の抑制が困難なものを~~除く~~）は，発電出力を技術的に合理的な範囲で最大限抑制し，多くとも 50 パーセント以下に抑制するために必要な機能を具備していただきます。なお，停止による対応も可能といたします。自家消費を主な目的とした発電設備等については，個別の事情を踏まえ対策の内容を協議させていただきます。	**５　需給バランス制約による発電設備等の出力の抑制** 逆潮流のある発電設備のうち，太陽光発電設備および風力発電設備ならびに蓄電池には，当社の求めに応じて，当社からの遠隔制御により０パーセントから 100 パーセントの範囲（１パーセント刻み）で出力（自家消費分を除くことも可）の抑制ができる機能を有する逆変換装置やその他必要な設備を設置する等の対策を実施していただきます。なお，ウィンドファームとしての運用がない風力発電所やウィンドファームコントローラがない風力発電所については，技術的制約を踏まえ個別に協議させていただきます。 逆潮流のある火力発電設備およびバイオマス発電設備（ただし，地域資源バイオマス発電設備であって，燃料貯蔵や技術に由来する制約等により出力の抑制が困難なものを除きます。）は，発電出力を技術的に合理的な範囲で最大限抑制し，その最低出力を発電端の定格出力に対して，火力発電設備（混焼バイオマス発電設備を含みます。）については多くとも 30 パーセント以下，バイオマス発電設備については多くとも 50 パーセント以下に抑制するために必要な機能を具備していただきます。なお，停止による対応も可能といたします。自家消費を主な目的とした発電設備等については，個別の事情を踏まえ対策の内容を協議させていただきます。実証設備の実証期間中の扱いについては，技術的制約を踏まえ個別に協議させていただき，実証期間終了後は，再協議させていただきます。
８　保護装置の設置 (4)　逆潮流がある場合の単独運転防止対策 逆潮流がある場合，単独運転防止のため，発電設備等故障対策用の過電圧継電器および不足電圧継電器に加えて，周波数上昇継電器および周波数低下継電器を設置するとともに，転送しゃ断装置または次のすべての条件を満たす単独運転検出機能（能動的方式１方式以上を~~含む~~。）を有する装置を設置していただきます。ただし，専用線の場合は，周波数上昇継電器を省略できるものといたします。 イ　連系する系統のインピーダンスや負荷状況等を考慮し，確実に単独運転を検出できること。 ロ　頻繁な不要解列を生じさせないこと。 ハ　能動信号は，系統への影響が実態上問題とならないこと。 単独運転検出機能の整定値例は系統連系規程によるものとします。 (5)　逆潮流がない場合の単独運転防止対策 逆潮流がない場合，単独運転防止のため，逆電力継電器および周波数低下継電器を設置していただきます。ただし，専用線の場合であって，逆電力継電器または不足電力継電器にて単独運転を高速に検出できる場合は，周波数低下継電器を省略できるものといたします。 なお，構内低圧線に連系する発電設備等において，その出力容量が受電電力の容量に比べて極めて小さく，単独運転検出機能（受動的方式および能動的方式それぞれ１方式以上を~~含む~~。）を有する装置により高速に単独運転を検出し，発電設備等が停止，または解列する場合は，逆電力継電器を省略できるものといたします。 単独運転検出機能の整定値例は系統連系規程によるものとします。	**８　保護装置の設置** (4)　逆潮流がある場合の単独運転防止対策 逆潮流がある場合，単独運転防止のため，発電設備等故障対策用の過電圧継電器および不足電圧継電器に加えて，周波数上昇継電器および周波数低下継電器を設置するとともに，転送しゃ断装置または次のすべての条件を満たす単独運転検出機能（能動的方式１方式以上を含みます。）を有する装置を設置していただきます。ただし，専用線の場合は，周波数上昇継電器を省略できるものといたします。 イ　連系する系統のインピーダンスや負荷状況等を考慮し，確実に単独運転を検出できること。 ロ　頻繁な不要解列を生じさせないこと。 ハ　能動信号は，系統への影響が実態上問題とならないこと。 単独運転検出機能の整定値例は系統連系規程によるものとします。 (5)　逆潮流がない場合の単独運転防止対策 逆潮流がない場合，単独運転防止のため，逆電力継電器および周波数低下継電器を設置していただきます。ただし，専用線の場合であって，逆電力継電器または不足電力継電器にて単独運転を高速に検出できる場合は，周波数低下継電器を省略できるものといたします。 なお，構内低圧線に連系する発電設備等において，その出力容量が受電電力の容量に比べて極めて小さく，単独運転検出機能（受動的方式および能動的方式それぞれ１方式以上を含みます。）を有する装置により高速に単独運転を検出し，発電設備等が停止，または解列する場合は，逆電力継電器を省略できるものといたします。 単独運転検出機能の整定値例は系統連系規程によるものとします。

現行（令和６年 10 月１日実施）	変更後（令和７年４月１日実施予定）
13　線路無電圧確認装置の設置 (5)　逆潮流がない場合であり，かつ，系統との連系に係わる保護継電器，計器用変流器，計器用変圧器，しゃ断器および制御用電源配線が２系列化されており，これらが互いにバックアップ可能となっている場合。ただし，２系列目の上記装置については，次のうちいずれか１方式以上を用いて簡素化を図ることができる。 イ　保護継電器の２系列目は，不足電力継電器のみとすることができる。 ロ　計器用変流器は，不足電力継電器を計器用変流器の末端に配置した場合，１系列目と２系列目を兼用できる。 ハ　計器用変圧器は，不足電圧継電器を計器用変圧器の末端に配置した場合，１系列目と２系列目を兼用できる。	**13　線路無電圧確認装置の設置** (5)　逆潮流がない場合であり，かつ，系統との連系に係る保護継電器，計器用変流器，計器用変圧器，しゃ断器および制御用電源配線が２系列化されており，これらが互いにバックアップ可能となっている場合。ただし，２系列目の上記装置については，次のうちいずれか１方式以上を用いて簡素化を図ることができる。 イ　保護継電器の２系列目は，不足電力継電器のみとすることができる。 ロ　計器用変流器は，不足電力継電器を計器用変流器の末端に配置した場合，１系列目と２系列目を兼用できる。 ハ　計器用変圧器は，不足電圧継電器を計器用変圧器の末端に配置した場合，１系列目と２系列目を兼用できる。
	14　発電機運転制御装置の付加 火力発電設備およびコージェネレーション（ガスタービン・ガスエンジンを採用したコージェネレーションを除きます。）は，周波数 58.8 ヘルツまでは発電機出力を低下しない，周波数 58.8 ヘルツ以下については，1.2 ヘルツ低下するごとに５パーセント以内の出力低下に抑える，または，一度出力低下しても回復する機能もしくは装置を具備していただきます。 なお，周波数変動に鋭敏な負荷設備や，構内設備（発電用所内電源を除きます。）への電源供給維持のため，自立運転に移行する必要がある自家用発電設備等については，対策内容を協議させていただきます。
~~14~~　接　地　方　式	**15　接　地　方　式**
~~15~~　直流流出防止変圧器の設置	**16　直流流出防止変圧器の設置**
~~16~~　電　圧　変　動 (1)　常時電圧変動対策 連系する系統における低圧の需要場所の電圧を適正値（標準電圧 100 ボルトに対しては 101±6 ボルト，標準電圧 200 ボルトに対しては 202±20 ボルト）以内に維持する必要があるため，発電設備等の解列による電圧低下や逆潮流による系統の電圧上昇等により適正値を逸脱するおそれがあるときは，次に示す電圧変動対策を行なっていただきます。なお，これにより対応できない場合には，配電線新設による負荷分割等の配電線増強や専用線による連系を行なう等の対策を行ないます。 イ　発電設備等の脱落等により低圧の需要場所の電圧が適正値を逸脱するおそれがあるときには，発電設備等の設置者において自動的に負荷を制限する~~こと。~~ ロ　発電設備等の逆潮流により低圧の需要場所の電圧が適正値を逸脱するおそれがあるときには，発電設備等の設置者において自動的に電圧を調整すること。	**17　電　圧　変　動** (1)　常時電圧変動対策 連系する系統における低圧の需要場所の電圧を適正値（標準電圧 100 ボルトに対しては 101±6 ボルト，標準電圧 200 ボルトに対しては 202±20 ボルト）以内に維持する必要があるため，発電設備等の解列による電圧低下や逆潮流による系統の電圧上昇等により適正値を逸脱するおそれがあるときは，次に示す電圧変動対策を行なっていただきます。なお，これにより対応できない場合には，配電線新設による負荷分割等の配電線増強や専用線による連系を行なう等の対策を行ないます。 イ　発電設備等の脱落等により低圧の需要場所の電圧が適正値を逸脱するおそれがあるときには，発電設備等の設置者において自動的に負荷を制限する，または，適正な電圧が維持できる範囲まで自動的に負荷を制限する自動負荷遮断装置を設置すること。 ロ　発電設備等の逆潮流により低圧の需要場所の電圧が適正値を逸脱するおそれがあるときには，発電設備等の設置者において自動的に電圧を調整すること。 また，受電点および発電端の力率は，協議により定めます。ただし，高圧配電線等の系統状況により個別に力率値を指定する場合には，力率値を変更していただきます。

現行（令和６年 10 月１日実施）	変更後（令和７年４月１日実施予定）
	この自動電圧調整の手段としては，逆潮流電力の大きさや発電設備等の形式により，以下の４方式等から選択していただきます。 (ｲ)　発電設備等を一定の遅相で運転して，一定値以上の逆潮流が発生するときに力率改善用コンデンサ（一般には開放）で受電点の力率を所定力率に調整すること。 (ﾛ)　発電設備等を一定の進相で運転して，一定値以上の逆潮流が発生するときに力率改善用コンデンサで受電点の力率を所定力率に調整すること。 (ﾊ)　一定値以上の逆潮流が発生するときに，力率改善用コンデンサを一定値まで減じ，かつ発電設備等の無効電力出力を制御して受電点の力率を所定力率に調整すること。ただし，発電設備等の無効電力出力が限界値となる場合には，有効電力を減ずることで電圧上昇の抑制をするとともに受電点の力率を所定力率に調整すること。 (ﾆ)　パワーコンディショナーの力率一定制御（80 パーセント～100 パーセント〔１パーセント刻み〕）（進相または遅相運転）またはＳＶＣの制御等により，受電点の力率を所定力率に調整すること。

現行（令和６年 10 月１日実施）	変更後（令和７年４月１日実施予定）
(2)　瞬時電圧変動対策 発電設備等の並解列時の瞬時電圧変動は常時電圧の 10 パーセント以内とし，次に示す対策を行なっていただきます。 イ　同期発電機の場合は，制動巻線付きのもの（制動巻線を有しているものと同等以上の乱調防止効果を有する制動巻線付きでない同期発電機を~~含む~~。）とするとともに自動同期検定装置を設置すること。 ロ　二次励磁制御巻線形誘導発電機の場合は，自動同期検定機能を有するものを用いること。 ハ　誘導発電機の場合で，並列時の瞬時電圧低下により系統の電圧が常時電圧から 10 パーセントをこえて逸脱するおそれがあるときは，発電設備等の設置者において限流リアクトル等を設置すること。なお，これにより対応できない場合には，同期発電機を用いる等の対策を行なうこと。 ニ　自励式の逆変換装置を用いた発電設備等の場合は，自動的に同期する機能を有するものを用いること。 ホ　他励式の逆変換装置を用いた発電設備等の場合で，並列時の瞬時電圧低下により系統の電圧が常時電圧から 10 パーセントをこえて逸脱するおそれがあるときは，発電設備等の設置者において限流リアクトル等を設置すること。 ヘ　発電設備等の出力変動や頻繁な並解列が問題となる場合は，出力変動の抑制や並解列の頻度を低減する対策を行なうこと。 ト　連系用変圧器加圧時の励磁突入電流による瞬時電圧低下により，系統の電圧が常時電圧から 10 パーセントをこえて逸脱するおそれがあるときは，発電設備等の設置者においてその抑制対策を実施すること。	(2)　瞬時電圧変動対策 発電設備等の並解列時の瞬時電圧変動は常時電圧の 10 パーセント以内とし，次に示す対策を行なっていただきます。 イ　同期発電機の場合は，制動巻線付きのもの（制動巻線を有しているものと同等以上の乱調防止効果を有する制動巻線付きでない同期発電機を含みます。）とするとともに自動同期検定装置を設置すること。 ロ　二次励磁制御巻線形誘導発電機の場合は，自動同期検定機能を有するものを用いること。 ハ　誘導発電機の場合で，並列時の瞬時電圧低下により系統の電圧が常時電圧から 10 パーセントをこえて逸脱するおそれがあるときは，発電設備等の設置者において限流リアクトル等を設置すること。なお，これにより対応できない場合には，同期発電機を用いる等の対策を行なうこと。 ニ　自励式の逆変換装置を用いた発電設備等の場合は，自動的に同期する機能を有するものを用いること。 ホ　他励式の逆変換装置を用いた発電設備等の場合で，並列時の瞬時電圧低下により系統の電圧が常時電圧から 10 パーセントをこえて逸脱するおそれがあるときは，発電設備等の設置者において限流リアクトル等を設置すること。 ヘ　発電設備等の出力変動や頻繁な並解列が問題となる場合は，出力変動の抑制や並解列の頻度を低減する対策を行なうこと。 ト　連系用変圧器加圧時の励磁突入電流による瞬時電圧低下により，系統の電圧が常時電圧から 10 パーセントをこえて逸脱するおそれがあるときは，発電設備等の設置者においてその抑制対策を実施すること。
(3)　電圧フリッカ対策 発電設備等を設置する場合は，発電設備等の頻繁な並解列や出力変動，単独運転検出機能（能動的方式）による電圧フリッカにより適正値を逸脱するおそれがあるときは，次に示す電圧フリッカ対策等を行っていただきます。 イ　風力発電設備等の頻繁な並解列により電圧フリッカが適正値を逸脱するおそれがあるときには，ＳＶＣの設置やサイリスタ等によるソフトスタート機能を有する装置を設置すること，もしくは，配電線の太線化等による系統インピーダンスの低減等の対策を行なう。なお，これにより対応できない場合には，配電線の増強等を行なうか，専用線による連系とする。 ロ　風力発電設備等の出力変動により電圧フリッカが適正値を逸脱するおそれがあるときには，ＳＶＣ等を設置すること，もしくは，配電線の太線化等による系統インピーダンスの低減等の対策を行なう。なお，これにより対応できない場合には，配電線の増強等を行なうか，専用線による連系とする。 ハ　単独運転検出機能（能動的方式）による電圧フリッカにより適正値を逸脱するおそれがあるときは，系統や当該発電設備等設置者以外の者への悪影響がない範囲の能動信号の変動量や正帰還ゲインの大きさとすること。また，連系当初は許容できる範囲の能動信号であっても，将来の系統状況の変化や発電設備等の連系量増加~~など~~によって，配電線に注入する無効電力の注入量が過剰となり，連系当初は発振しない発電設備等も含め無効電力が発振し電圧フリッカが発生することがあるため，能動信号の変動量や正帰還ゲインの大きさを変更できる機構としておくこと。 また，単独運転検出機能（能動的方式）による電圧フリッカにより，系統運用に支障が発生した場合，	(3)　電圧フリッカ対策 発電設備等を設置する場合は，発電設備等の頻繁な並解列や出力変動，単独運転検出機能（能動的方式）による電圧フリッカにより適正値を逸脱するおそれがあるときは，次に示す電圧フリッカ対策等を行なっていただきます。 イ　風力発電設備等の頻繁な並解列により電圧フリッカが適正値を逸脱するおそれがあるときには，ＳＶＣの設置やサイリスタ等によるソフトスタート機能を有する装置を設置すること，もしくは，配電線の太線化等による系統インピーダンスの低減等の対策を行なう。なお，これにより対応できない場合には，配電線の増強等を行なうか，専用線による連系とする。 ロ　風力発電設備等の出力変動により電圧フリッカが適正値を逸脱するおそれがあるときには，ＳＶＣ等を設置すること，もしくは，配電線の太線化等による系統インピーダンスの低減等の対策を行なう。なお，これにより対応できない場合には，配電線の増強等を行なうか，専用線による連系とする。 ハ　単独運転検出機能（能動的方式）による電圧フリッカにより適正値を逸脱するおそれがあるときは，系統や当該発電設備等設置者以外の者への悪影響がない範囲の能動信号の変動量や正帰還ゲインの大きさとすること。また，連系当初は許容できる範囲の能動信号であっても，将来の系統状況の変化や発電設備等の連系量増加等によって，配電線に注入する無効電力の注入量が過剰となり，連系当初は発振しない発電設備等も含め無効電力が発振し電圧フリッカが発生することがあるため，能動信号の変動量や正帰還ゲインの大きさを変更できる機構としておくこと。 また，単独運転検出機能（能動的方式）による電圧フリッカにより，系統運用に支障が発生した場合，

現行（令和６年 10 月１日実施）	変更後（令和７年４月１日実施予定）
または発生するおそれがある場合には，発電設備等の設置者は当社と協議のうえ，単独運転検出に影響のない範囲で，能動信号の変動量や正帰還ゲインの大きさの変更等により，配電線に注入する無効電力の注入量を低減する等の対策を講じること。なお，ソフトウェア改修不可等で対応できない場合については，機器取替や対応時期等を含めて個別協議とする。 ［対策要否の判定基準例］ 受電点における電圧フリッカレベル（ΔＶ10）を 0.45 ボルト以下（当該設備のみの場合は，0.23 ボルト以下）に維持する。	または発生するおそれがある場合には，発電設備等の設置者は当社と協議のうえ，単独運転検出に影響のない範囲で，能動信号の変動量や正帰還ゲインの大きさの変更等により，配電線に注入する無効電力の注入量を低減する等の対策を講じること。なお，ソフトウェア改修不可等で対応できない場合については，機器取替や対応時期等を含めて個別協議とする。 ［対策要否の判定基準例］ 受電点における電圧フリッカレベル（ΔＶ10）を 0.45 ボルト以下（当該設備のみの場合は，0.23 ボルト以下）に維持する。
~~17~~　短　絡　容　量	18　短　絡　容　量
~~18~~　発電機定数・諸元	19　発電機定数・諸元
~~19~~　昇圧用変圧器	20　昇圧用変圧器
~~20~~　連　絡　体　制	21　連　絡　体　制
~~21~~　バンク逆潮流の制限	22　バンク逆潮流の制限
~~22~~　サイバーセキュリティ対策 事業用電気工作物（発電事業の用に供するものに限ります。）は，電気事業法にもとづき，「電力制御システムセキュリティガイドライン」に準拠した対策を講じていただきます。 自家用電気工作物（発電事業の用に供するものおよび小規模事業用電気工作物を~~除く~~。）に係る遠隔監視システムおよび制御システムは，「自家用電気工作物に係るサイバーセキュリティの確保に関するガイドライン」に準拠した対策を講じていただきます。 上記以外の発電設備等については，サイバー攻撃による発電設備等の異常動作を防止し，または発電設備等がサイバー攻撃を受けた場合にすみやかな異常の除去，影響範囲の局限化等を行なうために次のとおり，適切なサイバーセキュリティ対策を講じていただきます。	23　サイバーセキュリティ対策 事業用電気工作物（発電事業の用に供するものに限ります。）は，電気事業法にもとづき，「電力制御システムセキュリティガイドライン」に準拠した対策を講じていただきます。 自家用電気工作物（発電事業の用に供するものおよび小規模事業用電気工作物を除きます。）に係る遠隔監視システムおよび制御システムは，「自家用電気工作物に係るサイバーセキュリティの確保に関するガイドライン」に準拠した対策を講じていただきます。 上記以外の発電設備等については，サイバー攻撃による発電設備等の異常動作を防止し，または発電設備等がサイバー攻撃を受けた場合にすみやかな異常の除去，影響範囲の局限化等を行なうために次のとおり，適切なサイバーセキュリティ対策を講じていただきます。
Ⅴ　負荷設備の系統連系技術要件（高圧連系） 10　サイバーセキュリティ対策 自家用電気工作物（発電事業の用に供するものを~~除く~~）に係る遠隔監視システムおよび制御システムは，「自家用電気工作物に係るサイバーセキュリティの確保に関するガイドライン」に準拠した対策を講じていただきます。	Ⅴ　負荷設備の系統連系技術要件（高圧連系） 10　サイバーセキュリティ対策 自家用電気工作物（発電事業の用に供するものを除きます。）に係る遠隔監視システムおよび制御システムは，「自家用電気工作物に係るサイバーセキュリティの確保に関するガイドライン」に準拠した対策を講じていただきます。

現行（令和６年 10 月１日実施）	変更後（令和７年４月１日実施予定）
Ⅵ　発電設備等の系統連系技術要件（特別高圧連系）	**Ⅵ　発電設備等の系統連系技術要件（特別高圧連系）**
２　運転可能周波数・並列時許容周波数 （1）　運転可能周波数 発電設備等の連続運転可能周波数および運転可能周波数は，次のとおりとしていただきます。 連続運転可能周波数：58.2 ヘルツをこえ 61.0 ヘルツ以下 運転可能周波数：57.0 ヘルツ以上 61.8 ヘルツ以下 周波数低下時の運転継続時間は，58.2 ヘルツでは 10 分程度以上，57.6 ヘルツでは１分程度以上としていただきます。 周波数低下継電器の整定値は，原則として，検出レベルを 57.0 ヘルツ，検出時限を自動再閉路時間と協調が取れる範囲の最大値としていただきます。（協調が取れる範囲の最大値：２秒以上）	**２　運転可能周波数・並列時許容周波数** （1）　運転可能周波数 発電設備等の連続運転可能周波数および運転可能周波数は，次のとおりとしていただきます。 イ　連続運転可能周波数：58.2 ヘルツをこえ 61.0 ヘルツ以下 ロ　運転可能周波数：57.0 ヘルツ以上 61.8 ヘルツ以下 周波数低下時の運転継続時間は，58.2 ヘルツでは 10 分程度以上，57.6 ヘルツでは１分程度以上としていただきます。 周波数低下継電器の整定値は，原則として，検出レベルを 57.0 ヘルツ，検出時限を自動再閉路時間と協調が取れる範囲の最大値としていただきます。（協調が取れる範囲の最大値：２秒以上）
５　需給バランス制約による発電設備等の出力の抑制 逆潮流のある発電設備等のうち，太陽光発電設備および風力発電設備ならびに蓄電池には，当社の求めに応じて，当社からの遠隔制御により０パーセントから 100 パーセントの範囲（１パーセント刻み）で出力（自家消費分を除くことも可）の抑制ができる機能を有する逆変換装置やその他必要な設備を設置する等の対策を実施していただきます。なお，ウィンドファームとしての運用がない風力発電所やウィンドファームコントローラがない風力発電所については，技術的制約を踏まえ個別に協議させていただきます。 逆潮流のある火力発電設備およびバイオマス発電設備（ただし，地域資源バイオマス発電設備であって，燃料貯蔵や技術に由来する制約等により出力の抑制が困難なものを~~除く~~）は，発電出力を技術的に合理的な範囲で最大限抑制し，多くとも 50 パーセント以下に抑制するために必要な機能を具備していただきます。なお，停止による対応も可能といたします。自家消費を主な目的とした発電設備等については，個別の事情を踏まえ対策の内容を協議させていただきます。	**５　需給バランス制約による発電設備等の出力の抑制** 逆潮流のある発電設備等のうち，太陽光発電設備および風力発電設備ならびに蓄電池には，当社の求めに応じて，当社からの遠隔制御により０パーセントから 100 パーセントの範囲（１パーセント刻み）で出力（自家消費分を除くことも可）の抑制ができる機能を有する逆変換装置やその他必要な設備を設置する等の対策を実施していただきます。なお，ウィンドファームとしての運用がない風力発電所やウィンドファームコントローラがない風力発電所については，技術的制約を踏まえ個別に協議させていただきます。 逆潮流のある火力発電設備およびバイオマス発電設備（ただし，地域資源バイオマス発電設備であって，燃料貯蔵や技術に由来する制約等により出力の抑制が困難なものを除きます。）は，発電出力を技術的に合理的な範囲で最大限抑制し，その最低出力を発電端の定格出力に対して，火力発電設備（混焼バイオマス発電設備を含みます。）については多くとも 30 パーセント以下，バイオマス発電設備については多くとも 50 パーセント以下に抑制するために必要な機能を具備していただきます。なお，停止による対応も可能といたします。自家消費を主な目的とした発電設備等については，個別の事情を踏まえ対策の内容を協議させていただきます。実証設備の実証期間中の扱いについては，技術的制約を踏まえ個別に協議させていただき，実証期間終了後は，再協議させていただきます。
７　不要解列の防止 （3）　電圧・周波数変動による不要解列の防止 作業停止や需要増加等に伴い，電圧・周波数変動が継続する状況においても，発電設備等の不要解列による系統電圧・周波数維持への影響を防止するため，以下の端子電圧および周波数変動範囲においては，発電設備等を連続運転し，発電設備等の保護装置等による解列を行なわないものとしていただきます。 また，これを~~超~~える端子電圧および周波数変動においても，設備に支障がない範囲で運転を継続していただきます。	**７　不要解列の防止** （3）　電圧・周波数変動による不要解列の防止 作業停止や需要増加等に伴い，電圧・周波数変動が継続する状況においても，発電設備等の不要解列による系統電圧・周波数維持への影響を防止するため，以下の端子電圧および周波数変動範囲においては，発電設備等を連続運転し，発電設備等の保護装置等による解列を行なわないものとしていただきます。 また，これをこえる端子電圧および周波数変動においても，設備に支障がない範囲で運転を継続していただきます。

現行（令和６年 10 月１日実施）	変更後（令和７年４月１日実施予定）
なお，電圧・周波数変動に鋭敏な負荷設備や，構内設備（発電用所内電源を~~除く~~）への電源供給維持のため，自立運転に移行する必要がある自家用発電設備等については，対策内容を協議させていただきます。 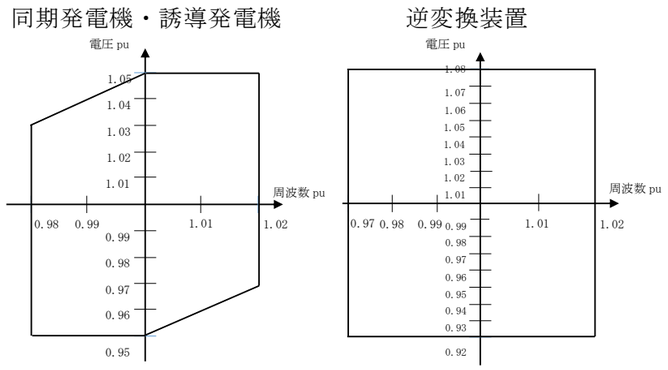 ただし，周波数変動範囲に対しては，「Ⅵ－２運転可能周波数・並列時許容周波数(1)運転可能周波数」に準じた対策を実施していただきます。	なお，電圧・周波数変動に鋭敏な負荷設備や，構内設備（発電用所内電源を除きます。）への電源供給維持のため，自立運転に移行する必要がある自家用発電設備等については，対策内容を協議させていただきます。 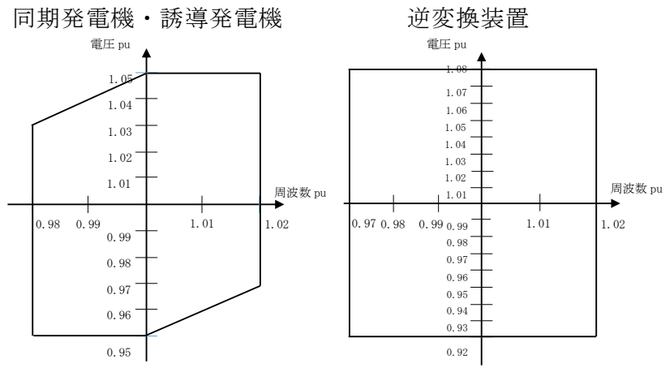 ただし，周波数変動範囲に対しては，「Ⅵ－２運転可能周波数・並列時許容周波数(1)運転可能周波数」に準じた対策を実施していただきます。
13　自動負荷制限・発電抑制 (1)　発電設備等の脱落時等に主として連系する送電線および変圧器等が過負荷になるおそれがある場合は，自動的に負荷を制限する対策を行なっていただきます。また，系統事故等により他の送電線および変圧器等が過負荷になるおそれがある場合，または系統の安定度や周波数等が維持できないおそれがある場合には，自動で発電抑制または発電しゃ断もしくは発電増出力（揚水しゃ断および蓄電池の充電停止を~~含む~~）を行なっていただくことがあります。 なお，この場合，発電場所に必要な装置を設置していただきます。 ただし，出力変動緩和対策として設置していただく蓄電池については，充電を停止することにより，出力変動緩和の機能を喪失することになるため，本要件の適用範囲外とさせていただきます。	**13　自動負荷制限・発電抑制** (1)　発電設備等の脱落時等に主として連系する送電線および変圧器等が過負荷になるおそれがある場合は，自動的に負荷を制限する対策を行なっていただきます。また，系統事故等により他の送電線および変圧器等が過負荷になるおそれがある場合，または系統の安定度や周波数等が維持できないおそれがある場合には，自動で発電抑制または発電しゃ断もしくは発電増出力（揚水しゃ断および蓄電池の充電停止を含みます。）を行なっていただくことがあります。 なお，この場合，発電場所に必要な装置を設置していただきます。 ただし，出力変動緩和対策として設置していただく蓄電池については，充電を停止することにより，出力変動緩和の機能を喪失することになるため，本要件の適用範囲外とさせていただきます。
15　発電機運転制御装置の付加 (2)　周波数調整のための機能 火力発電設備~~および~~混焼バイオマス発電設備（地域資源バイオマス発電設備を~~除く~~）については，以下の周波数調整機能を具備していただきます。なお，その他の発電設備等については，個別に協議させていただきます。 ~~イ~~　ＧＦ（Governor Free：ガバナフリー）運転 タービンの調速機（ガバナ）を系統周波数の変動に応じて発電機出力を変化させるように運転（ＧＦ運転）する機能を具備すること。 ~~ロ~~　ＬＦＣ（Load Frequency Control：負荷周波数制御）機能	**15　発電機運転制御装置の付加** (2)　周波数調整のための機能 火力発電設備，混焼バイオマス発電設備（地域資源バイオマス発電設備を除きます。）および揚水発電設備（発電方向）については，以下の周波数調整機能を具備していただきます。なお，その他の発電設備等については，個別に協議させていただきます。 イ　火力発電設備および混焼バイオマス発電設備（地域資源バイオマス発電設備を除きます。） (ｲ)　ＧＦ（Governor Free：ガバナフリー）運転 タービンの調速機（ガバナ）を系統周波数の変動に応じて発電機出力を変化させるように運転（ＧＦ運転）する機能を具備すること。 (ﾛ)　ＬＦＣ（Load Frequency Control：負荷周波数制御）機能

<table>
<tr>
<th>現行（令和６年 10 月１日実施）</th>
<th>変更後（令和７年４月１日実施予定）</th>
</tr>
<tr>
<td>
当社からのＬＦＣ信号に追従し，発電機出力を変動させる機能を具備すること。
~~(ハ)~~ 周波数変動補償機能
標準周波数±0.2 ヘルツをこえた場合，系統の周波数変動により，ガバナで調整した出力を発電所の自動出力制御装置が，出力指令値に引き戻すことがないように，ガバナによる出力変動相当を出力指令値に加算する機能を具備すること。
~~(ニ)~~ ＥＤＣ（Economic load Dispatching Control：経済負荷配分制御）機能
当社からの出力指令値に発電機出力を自動追従制御する機能を具備すること。
~~(ホ)~~ 出力低下防止機能
~~100 メガワット以上の火力発電設備~~は，周波数 58.8 ヘルツまでは発電機出力を低下しない，周波数 58.8 ヘルツ以下については，1.2 ヘルツ低下するごとに５パーセント以内の出力低下に抑える，~~もしく~~は，一度出力低下しても回復する機能を具備すること。

なお，具体的な発電設備の性能は，次のとおりです。ただし，系統の電源構成の状況等，必要に応じて別途協議を行なうことがあります。
<table>
<tr><th rowspan="2"></th><th rowspan="2">発電機定格出力</th><th colspan="2">100メガワット以上</th></tr>
<tr><th>GTおよびGTCC</th><th>その他の火力発電設備および
混焼バイオマス発電設備（注６）</th></tr>
<tr><td rowspan="11">機能・仕様等</td><td>GF調定率</td><td>５パーセント以下</td><td>５パーセント以下</td></tr>
<tr><td>GF幅（注１）</td><td>５パーセント以上
（定格出力基準）</td><td>３パーセント以上
（定格出力基準）</td></tr>
<tr><td>GF制御応答性</td><td colspan="2">２秒以内に出力変化開始，10秒以内にGF幅の出力変化完了（注７）</td></tr>
<tr><td>LFC幅</td><td>±５パーセント以上
（定格出力基準）</td><td>±５パーセント以上
（定格出力基準）</td></tr>
<tr><td>LFC変化速度（注２）</td><td>５パーセント/分以上
（定格出力基準）</td><td>１パーセント/分以上
（定格出力基準）</td></tr>
<tr><td>LFC制御応答性</td><td>20秒以内に出力変化開始（注７）</td><td>60秒以内に出力変化開始（注７）</td></tr>
<tr><td>EDC変化速度（注２）</td><td>５パーセント/分以上
（定格出力基準）</td><td>１パーセント/分以上
（定格出力基準）</td></tr>
<tr><td>EDC制御応答性</td><td>20秒以内に出力変化開始（注７）</td><td>60秒以内に出力変化開始（注７）</td></tr>
<tr><td>EDC+LFC変化速度</td><td>10パーセント/分以上
（定格出力基準）</td><td>１パーセント/分以上
（定格出力基準）</td></tr>
<tr><td>最低出力（注３，４）
（定格出力基準）</td><td>~~50~~パーセント以下
DSS機能具備（注５）</td><td>30パーセント以下</td></tr>
</table>
（注１）　ＧＴおよびＧＴＣＣについては負荷制限設定値までの上げ余裕値が定格出力５パーセント以上，その他の発電機については
</td>
<td>
当社からのＬＦＣ信号に追従し，発電機出力を変動させる機能を具備すること。
(ハ) 周波数変動補償機能
標準周波数±0.2 ヘルツをこえた場合，系統の周波数変動により，ガバナで調整した出力を発電所の自動出力制御装置が，出力指令値に引き戻すことがないように，ガバナによる出力変動相当を出力指令値に加算する機能を具備すること。
(ニ) ＥＤＣ（Economic load Dispatching Control：経済負荷配分制御）機能
当社からの出力指令値に発電機出力を自動追従制御する機能を具備すること。
(ホ) 出力低下防止機能
火力発電設備およびコージェネレーション（ガスタービン・ガスエンジンを採用した 60 メガワット未満のコージェネレーションを除きます。）は，周波数 58.8 ヘルツまでは発電機出力を低下しない，周波数58.8ヘルツ以下については,1.2ヘルツ低下するごとに５パーセント以内の出力低下に抑える，または，一度出力低下しても回復する機能もしくは装置を具備すること。
なお，周波数変動に鋭敏な負荷設備や，構内設備（発電用所内電源を除きます。）への電源供給維持のため，自立運転に移行する必要がある自家用発電設備等については，対策内容を協議させていただきます。
具体的な発電設備の性能は，次のとおりです。ただし，系統の電源構成の状況等，必要に応じて別途協議を行なうことがあります。
<table>
<tr><th rowspan="2"></th><th rowspan="2">発電機定格出力</th><th colspan="2">100メガワット以上</th></tr>
<tr><th>GTおよびGTCC</th><th>その他の火力発電設備および
混焼バイオマス発電設備（注６）</th></tr>
<tr><td rowspan="11">機能・仕様等</td><td>GF調定率</td><td>５パーセント以下</td><td>５パーセント以下</td></tr>
<tr><td>GF幅（注１）</td><td>５パーセント以上
（定格出力基準）</td><td>３パーセント以上
（定格出力基準）</td></tr>
<tr><td>GF制御応答性</td><td colspan="2">２秒以内に出力変化開始，10秒以内にGF幅の出力変化完了（注７）</td></tr>
<tr><td>LFC幅</td><td>±５パーセント以上
（定格出力基準）</td><td>±５パーセント以上
（定格出力基準）</td></tr>
<tr><td>LFC変化速度（注２）</td><td>５パーセント/分以上
（定格出力基準）</td><td>１パーセント/分以上
（定格出力基準）</td></tr>
<tr><td>LFC制御応答性</td><td>20秒以内に出力変化開始（注７）</td><td>60秒以内に出力変化開始（注７）</td></tr>
<tr><td>EDC変化速度（注２）</td><td>５パーセント/分以上
（定格出力基準）</td><td>１パーセント/分以上
（定格出力基準）</td></tr>
<tr><td>EDC制御応答性</td><td>20秒以内に出力変化開始（注７）</td><td>60秒以内に出力変化開始（注７）</td></tr>
<tr><td>EDC+LFC変化速度</td><td>10パーセント/分以上
（定格出力基準）</td><td>１パーセント/分以上
（定格出力基準）</td></tr>
<tr><td>最低出力（注３，４）
（定格出力基準）</td><td>30パーセント以下（注８）
DSS機能具備（注５）</td><td>30パーセント以下（注８）</td></tr>
</table>
（注１）　ＧＴおよびＧＴＣＣについては負荷制限設定値までの上げ余裕値が定格出力５パーセント以上，その他の発電機については
</td>
</tr>
</table>

現行（令和６年10月１日実施）	変更後（令和７年４月１日実施予定）
定格出力の３パーセント以上を確保。定格出力付近等の満たせない出力帯について別途協議。 （注２）　定格出力付近のオーバーシュート防止や低出力帯での安定運転により満たせない場合には別途協議。 （注３）　気化ガス（ＢＯＧ）処理等により最低出力を満たせない場合には別途協議。 （注４）　ＥＤＣ・ＬＦＣ指令で制御可能な最低出力。 （注５）　日間起動停止運転（ＤＳＳ）は，発電機解列～並列まで８時間以内で可能なこと。 （注６）　地域資源バイオマス発電設備を除く。 （注７）　記載の秒数は目安値とし，可能な限り早期に出力変化開始し，出力変化完了すること。 また，周波数調整機能に必要な受信信号（ＥＤＣ指令値，ＬＦＣ指令値，ＥＤＣ・ＬＦＣ運転指令，運転可能出力帯〔バンド〕指令）を受信する機能および，必要な送信信号（現在出力，ＥＤＣ・ＬＦＣ使用／除外，運転可能出力帯〔バンド〕状態）を送信する機能を具備していただきます。	定格出力の３パーセント以上を確保。定格出力付近等の満たせない出力帯について別途協議。 （注２）　定格出力付近のオーバーシュート防止や低出力帯での安定運転により満たせない場合には別途協議。 （注３）　気化ガス（ＢＯＧ）処理等により最低出力を満たせない場合には別途協議。 （注４）　ＥＤＣ・ＬＦＣ指令で制御可能な最低出力。停止により対応をする発電設備の場合は，この限りではない。 （注５）　日間起動停止運転（ＤＳＳ）は，発電機解列～並列まで８時間以内で可能なこと。 （注６）　地域資源バイオマス発電設備を除く。 （注７）　記載の秒数は目安値とし，可能な限り早期に出力変化開始し，出力変化完了すること。 （注８）　［５．需給バランス制約による発電設備等の出力の抑制］による。 また，周波数調整機能に必要な受信信号（ＥＤＣ指令値，ＬＦＣ指令値，ＥＤＣ・ＬＦＣ運転指令，運転可能出力帯〔バンド〕指令）を受信する機能および，必要な送信信号（現在出力，ＥＤＣ・ＬＦＣ使用／除外，運転可能出力帯〔バンド〕状態）を送信する機能を具備していただきます。 ロ　揚水発電設備（発電方向） (ｲ)　ＧＦ（Governor Free：ガバナフリー）運転 水車の調速機（ガバナ）を系統周波数の変動に応じて発電機出力を変化させるように運転（ＧＦ運転）する機能を具備すること。 (ﾛ)　ＬＦＣ（Load Frequency Control：負荷周波数制御）機能 当社からのＬＦＣ信号に追従し，発電機出力を変動させる機能を具備すること。 (ﾊ)　周波数変動補償機能 標準周波数±0.2ヘルツをこえた場合，系統の周波数変動により，ガバナで調整した出力を発電所の自動出力制御装置が，出力指令値に引き戻すことがないように，ガバナによる出力変動相当を出力指令値に加算する機能を具備すること。ただし，同等の機能を有する場合は省略することができます。 (ﾆ)　ＥＤＣ（Economic load Dispatching Control：経済負荷配分制御）機能 当社からの出力指令値に発電機出力を自動追従制御する機能を具備すること。 具体的な発電設備の性能は，次のとおりです。ただし，系統の電源構成の状況等，必要に応じて別途協議を行なうことがあります。

<table>
<tr><th>現行（令和６年 10 月１日実施）</th><th>変更後（令和７年４月１日実施予定）</th></tr>
<tr><td></td><td>
<table>
<tr><td></td><td>発電機定格出力</td><td>10メガワット以上</td></tr>
<tr><td rowspan="9">機能・仕様等</td><td>GF調定率</td><td>５パーセント以下</td></tr>
<tr><td>GF幅</td><td>最低～定格出力</td></tr>
<tr><td>GF制御応答性</td><td>２秒以内に出力変化開始，10秒以内に変化量を完了
（定格出力の５パーセント到達にて出力変化の完了とする）（注１，２）</td></tr>
<tr><td>LFC幅</td><td>最低～定格出力（注１）</td></tr>
<tr><td>LFC変化速度</td><td>10パーセント/分以上（定格出力基準）</td></tr>
<tr><td>LFC制御応答性</td><td>10秒以内に出力変化開始（注２，３）</td></tr>
<tr><td>EDC変化速度</td><td>10パーセント/分以上（定格出力基準）</td></tr>
<tr><td>EDC制御応答性</td><td>10秒以内に出力変化開始（注２，３）</td></tr>
<tr><td>EDC+LFC変化速度</td><td>10パーセント/分以上（定格出力基準）</td></tr>
</table>
（注１）　水路系の影響により制約が発生する場合は別途協議。
（注２）　記載の秒数は目安値とし，可能な限り早期に出力変化開始し，出力変化完了すること。
（注３）　慣性モーメントが大きい発電機は個別協議。
また，周波数調整機能に必要な受信信号（ＥＤＣ・ＬＦＣ指令値，ＥＤＣ・ＬＦＣ運転指令）を受信する機能および，必要な送信信号（現在出力，ＥＤＣ・ＬＦＣ使用/除外，周波数調整機能故障）を送信する機能を具備していただきます。
</td></tr>
<tr><td>18　電　圧　変　動
(3)　そ　　の　　他
連系用変圧器加圧時の励磁突入電流による瞬時電圧低下により，系統の電圧が常時電圧から 10%を超えて逸脱するおそれがあるときは，その抑制対策を実施していただきます。</td><td>18　電　圧　変　動
(3)　そ　　の　　他
連系用変圧器加圧時の励磁突入電流による瞬時電圧低下により，系統の電圧が常時電圧から 10 パーセントをこえて逸脱するおそれがあるときは，その抑制対策を実施していただきます。</td></tr>
<tr><td>19　出力変動対策</td><td>19　出力変動対策
(1)　太陽光発電設備の場合
発電に必要な自然エネルギーが得られる状況において，系統周波数が上昇または低下し適正値を逸脱するおそれがある場合は，発電設備の出力を調定率に応じて，自動的に出力変化すること。</td></tr>
</table>

現行（令和６年 10 月１日実施）	変更後（令和７年４月１日実施予定）
~~(1)~~　風力発電設備の場合 イ　発電に必要な自然エネルギーが得られる状況において，受電地点での５分間の最大変動幅が発電所設備容量の 10 パーセント以下となるよう対策を行なうこと。なお，ウィンドファームコントローラを有しない小規模発電所については，対策を別途協議する。 ロ　高風速時にカットアウトが予想される場合は，即座に停止しないよう，ストーム制御機能を具備する等の対策を行なうこと。また，カットインが予想される場合は，徐々に出力を上昇するよう対策を行なうこと。 ハ　系統周波数が上昇し適正値を逸脱するおそれがある場合は，発電設備の出力を調定率に応じて自動的に~~抑制~~すること。 なお，~~調定率~~は，~~２～５パーセント~~の範囲で当社から指定する値と~~し，不感帯は 0.2 ヘルツ以下とする。~~	(2)　風力発電設備の場合 イ　発電に必要な自然エネルギーが得られる状況において，受電地点での５分間の最大変動幅が発電所設備容量の 10 パーセント以下となるよう対策を行なうこと。なお，ウィンドファームコントローラを有しない小規模発電所については，対策を別途協議する。 ロ　高風速時にカットアウトが予想される場合は，即座に停止しないよう，ストーム制御機能を具備する等の対策を行なうこと。また，カットインが予想される場合は，徐々に出力を上昇するよう対策を行なうこと。 ハ　発電に必要な自然エネルギーが得られる状況において，系統周波数が上昇または低下し適正値を逸脱するおそれがある場合は，発電設備の出力を調定率に応じて自動的に出力変化すること。 なお，具体的な発電設備の性能は，次の範囲で当社から指定する値といたします。 ただし，系統の電源構成の状況等，必要に応じて別途協議させていただきます。

<table>
<tr>
<th>現行（令和６年 10 月１日実施）</th>
<th>変更後（令和７年４月１日実施予定）</th>
</tr>
<tr>
<td></td>
<td>
<table>
<tr><td rowspan="2"></td><td>定格出力合計</td><td>10メガワット以上
太陽光発電設備または風力発電設備</td></tr>
<tr><td rowspan="4">機能・仕様等</td><td>調定率</td><td>２～５パーセント</td></tr>
<tr><td>制御応答性</td><td>２秒以内に出力変化開始，10秒以内に変化量を完了
（出力変化量の50パーセント到達にて出力変化の完了とする）</td></tr>
<tr><td>不感帯</td><td>±0.2ヘルツ以下</td></tr>
<tr><td>リザーブ量
（出力変化幅）※</td><td>０～10パーセント（定格出力基準）</td></tr>
</table>
※リザーブ量は系統周波数低下時の出力増加対応として，発電出力の抑制時に使用可能なこと。
</td>
</tr>
<tr>
<td>
21　発電機定数・諸元
連系系統，電圧階級によっては，発電機の安定運転対策や短絡・地絡電流抑制対策，慣性低下対策等の面から，発電機定数を当社から指定させていただく場合があります。
また，当社の求めに応じて，次の諸元を提出していただきます。
なお，必要に応じて，記載されていない諸元や最新の諸元等を提供していただく場合があります。
<table>
<tr><th>電　源　種</th><th>設　　備</th><th>諸　　元</th></tr>
<tr><td rowspan="15">共　　通</td><td rowspan="8">発電プラント</td><td>定格容量，定格出力，台数，定格電圧</td></tr>
<tr><td>最低出力</td></tr>
<tr><td>所内負荷（定格，最低）</td></tr>
<tr><td>力率（定格，運転可能範囲）</td></tr>
<tr><td>運転可能周波数の範囲，運転継続時間</td></tr>
<tr><td>単線結線図，系統並解列箇所</td></tr>
<tr><td>発電プラントモデル（原動機の種類，発電機の種類）</td></tr>
<tr><td>電気所監視制御方式</td></tr>
<tr><td rowspan="6">構 内 設 備</td><td>自家消費電力の最大値，最小値</td></tr>
<tr><td>総合負荷力率</td></tr>
<tr><td>電動機容量（高圧・低圧）</td></tr>
<tr><td>電灯容量</td></tr>
<tr><td>高調波発生機器と高調波対策資料</td></tr>
<tr><td>電圧フリッカの発生源と対策設備資料</td></tr>
<tr><td rowspan="3">受電用変圧器，連系用変圧器</td><td>定格（定格容量，定格電圧）</td></tr>
<tr><td>インピーダンス（タップ電圧毎，変圧器定格容量ベース）</td></tr>
<tr><td>励磁特性曲線</td></tr>
<tr><td>制御方式，整定値</td></tr>
</table>
</td>
<td>
21　発電機定数・諸元
連系系統，電圧階級によっては，発電機の安定運転対策や短絡・地絡電流抑制対策，慣性低下対策等の面から，発電機定数を当社から指定させていただく場合があります。
また，当社の求めに応じて，次の諸元を提出していただきます。
なお，必要に応じて，記載されていない諸元や最新の諸元等を提供していただく場合があります。
<table>
<tr><th>電　源　種</th><th>設　　備</th><th>諸　　元</th></tr>
<tr><td rowspan="15">共　　通</td><td rowspan="8">発電プラント</td><td>定格容量，定格出力，台数，定格電圧</td></tr>
<tr><td>最低出力</td></tr>
<tr><td>所内負荷（定格，最低）</td></tr>
<tr><td>力率（定格，運転可能範囲）</td></tr>
<tr><td>運転可能周波数の範囲，運転継続時間</td></tr>
<tr><td>単線結線図，系統並解列箇所</td></tr>
<tr><td>発電プラントモデル（原動機の種類，発電機の種類）</td></tr>
<tr><td>電気所監視制御方式</td></tr>
<tr><td rowspan="6">構 内 設 備</td><td>自家消費電力の最大値，最小値</td></tr>
<tr><td>総合負荷力率</td></tr>
<tr><td>電動機容量（高圧・低圧）</td></tr>
<tr><td>電灯容量</td></tr>
<tr><td>高調波発生機器と高調波対策資料</td></tr>
<tr><td>電圧フリッカの発生源と対策設備資料</td></tr>
<tr><td rowspan="3">受電用変圧器，連系用変圧器</td><td>定格（定格容量，定格電圧）</td></tr>
<tr><td>インピーダンス（タップ電圧毎，変圧器定格容量ベース）</td></tr>
<tr><td>励磁特性曲線</td></tr>
<tr><td>制御方式，整定値</td></tr>
</table>
</td>
</tr>
</table>

現行（令和６年 10 月１日実施）				変更後（令和７年４月１日実施予定）			
	調 相 設 備	定格容量，台数			調 相 設 備	定格容量，台数	
		制御方式，整定値				制御方式，整定値	
	アクセス線・構内線路	インピーダンス，アドミタンス			アクセス線・構内線路	インピーダンス，アドミタンス	
	し や 断 器	定格（しゃ断電流，しゃ断時間）			し や 断 器	定格（しゃ断電流，しゃ断時間）	
		自動同期検定装置の有無				自動同期検定装置の有無	
	保 護 装 置	設置要素			保 護 装 置	設置要素	
		仕様				仕様	
		設置場所				設置場所	
		設置相数				設置相数	
		解列箇所				解列箇所	
		整定範囲				整定範囲	
		整定値				整定値	
		CT比，VT比				CT比，VT比	
		シーケンスブロック				シーケンスブロック	
		送電線再閉路方式				送電線再閉路方式	
	記 録	電気現象記録装置			記 録	電気現象記録装置	
	誘 導 機	発電プラント	拘束リアクタンス		誘 導 機	発電プラント	拘束リアクタンス
			限流リアクトル容量				限流リアクトル容量
			限時リアクトルインピーダンス				限時リアクトルインピーダンス
			慣性定数				慣性定数
			定格すべり				定格すべり
			等価回路定数				等価回路定数
	同 期 機	発電プラント	各種内部リアクタンス（飽和値，不飽和値）		同 期 機	発電プラント	各種内部リアクタンス（飽和値，不飽和値）
			各種短絡時定数・開路時定数				各種短絡時定数・開路時定数
			慣性定数（発電機＋タービン）				慣性定数（発電機＋タービン）
			制動巻線の有無				制動巻線の有無
			飽和特性				飽和特性
			可能出力曲線				可能出力曲線
			発電機軸モデル				発電機軸モデル
			発電機プラントモデル，モデル構築に必要なプラント，制御系の各種定数（ボイラ，タービン，水車等）				発電機プラントモデル，モデル構築に必要なプラント，制御系の各種定数（ボイラ，タービン，水車等）
			並解列所要時間（平常時，事故時）				並解列所要時間（平常時，事故時）
		制 御 装 置	ガバナ系ブロック（調定率，GF 幅，CV，ICV モデルを含む）			制 御 装 置	ガバナ系ブロック（調定率，GF 幅，CV，ICV モデルを含む）
			LFC・発電機出力制御ブロック				LFC・発電機出力制御ブロック

<table>
<tr><th>現行（令和６年 10 月１日実施）</th><th>変更後（令和７年４月１日実施予定）</th></tr>
<tr><td>
<table>
<tr><td rowspan="10"></td><td rowspan="8"></td><td>EDC 変化速度（出力毎）</td></tr>
<tr><td>LFC 幅・変化速度（出力毎）</td></tr>
<tr><td>出力キープタイム（出力毎，上げ下げ）</td></tr>
<tr><td>励磁装置の形式（直流・交流・サイリスタ・他）
応答速度（超速応励磁か否か）</td></tr>
<tr><td>励磁系ブロック（AVR，PSS，PSVR）</td></tr>
<tr><td>FRT 要件の適用有無</td></tr>
<tr><td>過励磁保護 59V/F ブロック</td></tr>
<tr><td>OEL，UEL ブロック</td></tr>
<tr><td>水　　力</td><td>発電プラント制御装置</td><td>揚水待機・開始所要時間</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>上ダム・下ダム運用可能水位</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>電水比（キロワット/(立方メートル/秒)）</td></tr>
<tr><td rowspan="8">逆変換装置</td><td rowspan="8">発電プラント制御装置</td><td>メーカ，型式</td></tr>
<tr><td>単独運転検出方式，整定値</td></tr>
<tr><td>逆変換装置の容量</td></tr>
<tr><td>通電電流制限値</td></tr>
<tr><td>系統事故時の力率制御時間</td></tr>
<tr><td>三相事故時の事故電流（大きさ，供給時間）</td></tr>
<tr><td>一，二相事故時の事故電流（大きさ，供給時間）</td></tr>
<tr><td>FRT 要件の適用有無</td></tr>
<tr><td rowspan="4">風　　力</td><td rowspan="4">発電プラント制御装置</td><td>無効電力制御方式，整定値</td></tr>
<tr><td>慣性力供給能力</td></tr>
<tr><td>周波数調定率設定可能範囲，不感帯設定可能範囲</td></tr>
<tr><td>発電機の出力特性</td></tr>
<tr><td>蓄　電　池</td><td>発電プラント</td><td>出力変動対策の方法</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>蓄電池，ウィンドファームコントローラの有無</td></tr>
<tr><td>蓄　電　池</td><td>発電プラント</td><td>蓄電容量</td></tr>
<tr><td>二次励磁機</td><td>発電プラント</td><td>拘束リアクタンス</td></tr>
</table>
</td><td>
<table>
<tr><td rowspan="10"></td><td rowspan="8"></td><td>EDC 変化速度（出力毎）</td></tr>
<tr><td>LFC 幅・変化速度（出力毎）</td></tr>
<tr><td>出力キープタイム（出力毎，上げ下げ）</td></tr>
<tr><td>励磁装置の形式（直流・交流・サイリスタ・他）
応答速度（超速応励磁か否か）</td></tr>
<tr><td>励磁系ブロック（AVR，PSS，PSVR）</td></tr>
<tr><td>FRT 要件の適用有無</td></tr>
<tr><td>過励磁保護 59V/F ブロック</td></tr>
<tr><td>OEL，UEL ブロック</td></tr>
<tr><td>水　　力</td><td>発電プラント制御装置</td><td>揚水待機・開始所要時間</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>上ダム・下ダム運用可能水位</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>電水比（キロワット/(立方メートル/秒)）</td></tr>
<tr><td rowspan="8">逆変換装置</td><td rowspan="8">発電プラント制御装置</td><td>メーカ，型式</td></tr>
<tr><td>単独運転検出方式，整定値</td></tr>
<tr><td>逆変換装置の容量</td></tr>
<tr><td>通電電流制限値</td></tr>
<tr><td>系統事故時の力率制御時間</td></tr>
<tr><td>三相事故時の事故電流（大きさ，供給時間）</td></tr>
<tr><td>一，二相事故時の事故電流（大きさ，供給時間）</td></tr>
<tr><td>FRT 要件の適用有無</td></tr>
<tr><td rowspan="4">風　　力</td><td rowspan="4">発電プラント制御装置</td><td>無効電力制御方式，整定値</td></tr>
<tr><td>慣性力供給能力</td></tr>
<tr><td><u>太　陽　光</u></td><td><u>発電プラント制御装置</u></td><td><u>発電機・制御モデル，モデルの各種定数</u></td></tr>
<tr><td>周波数調定率設定可能範囲，不感帯設定可能範囲</td></tr>
<tr><td>発電機の出力特性</td></tr>
<tr><td>蓄　電　池</td><td>発電プラント</td><td>出力変動対策の方法</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>蓄電池，ウィンドファームコントローラの有無</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td><u>発電機・制御モデル，モデルの各種定数</u></td></tr>
<tr><td>蓄　電　池</td><td>発電プラント</td><td>蓄電容量</td></tr>
<tr><td>二次励磁機</td><td>発電プラント</td><td>拘束リアクタンス</td></tr>
</table>
</td></tr>
<tr><td>

23　連　絡　体　制

(2)　特別高圧電線路と連系する場合には，当社の給電制御所等と発電者との間に，系統運用上等必要な情報が相互に交換できるようスーパービジョンおよびテレメータを設置していただきます。この場合，収集する情報は，原則として次のとおりといたします。

</td><td>

23　連　絡　体　制

(2)　特別高圧電線路と連系する場合には，当社の給電制御所等と発電者との間に，系統運用上等必要な情報が相互に交換できるようスーパービジョンおよびテレメータを設置していただきます。この場合，収集する情報は，原則として次のとおりといたします。

</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>現行（令和６年 10 月１日実施）</th><th>変更後（令和７年４月１日実施予定）</th></tr>
<tr><td>
イ　特別高圧（66 キロボルト以上）
<table>
<tr><th>情報種別</th><th>情報内容</th></tr>
<tr><td rowspan="5">スーパービジョン</td><td>発電機並列用しゃ断器の開閉状態（注１）</td></tr>
<tr><td>連系用しゃ断器の開閉状態</td></tr>
<tr><td>連系用断路器の開閉状態</td></tr>
<tr><td>連系送電線用接地開閉器の開閉状態</td></tr>
<tr><td>電圧・無効電力の制御モード</td></tr>
</table>
<table>
<tr><th>情報種別</th><th>情報内容</th></tr>
<tr><td rowspan="6">テレメータ</td><td>発電機の有効電力</td></tr>
<tr><td>発電機の無効電力</td></tr>
<tr><td>引込口（受電地点）の有効電力</td></tr>
<tr><td>引込口（受電地点）の無効電力</td></tr>
<tr><td>代表風車地点の風向・風速（注２）</td></tr>
<tr><td>発電最大能力値（注３）（風力発電設備の場合）</td></tr>
</table>
（注１）　慣性把握のため，系統に慣性を供給できる同期発電機は，最小単位の発電設備１台毎に設置していただきます。
（注２）　ナセルで計測する風向・風速
（注３）　運転可能な発電設備等の定格出力（出力制約がある場合は可能な範囲でそれを考慮）の合計。ただし，困難な場合は運転可能な発電設備等の台数
ロ　特別高圧（66 キロボルト未満）
<table>
<tr><th>情報種別</th><th>情報内容</th></tr>
<tr><td>スーパービジョン</td><td>連系用しゃ断器の開閉状態</td></tr>
</table>
<table>
<tr><th>情報種別</th><th>情報内容</th></tr>
<tr><td>テレメー</td><td>引込口（受電地点）の有効電力</td></tr>
</table>
</td><td>
イ　特別高圧（66 キロボルト以上）
<table>
<tr><th>情報種別</th><th>情報内容</th></tr>
<tr><td rowspan="5">スーパービジョン</td><td>発電機並列用しゃ断器の開閉状態（注１）</td></tr>
<tr><td>連系用しゃ断器の開閉状態</td></tr>
<tr><td>連系用断路器の開閉状態</td></tr>
<tr><td>連系送電線用接地開閉器の開閉状態</td></tr>
<tr><td>電圧・無効電力の制御モード</td></tr>
</table>
<table>
<tr><th>情報種別</th><th>情報内容</th></tr>
<tr><td rowspan="6">テレメータ</td><td>発電機の有効電力</td></tr>
<tr><td>発電機の無効電力</td></tr>
<tr><td>引込口（受電地点）の有効電力</td></tr>
<tr><td>引込口（受電地点）の無効電力</td></tr>
<tr><td>代表風車地点の風向・風速（注２）</td></tr>
<tr><td>発電最大能力値（注３）（風力発電設備の場合）</td></tr>
</table>
（注１）　慣性把握のため，系統に慣性を供給できる同期発電機は，最小単位の発電設備１台毎に設置していただきます。
（注２）　ナセルで計測する風向・風速
（注３）　運転可能な発電設備等の定格出力（出力制約がある場合は可能な範囲でそれを考慮いたします。）の合計。ただし，困難な場合は運転可能な発電設備等の台数
ロ　特別高圧（66 キロボルト未満）
<table>
<tr><th>情報種別</th><th>情報内容</th></tr>
<tr><td>スーパービジョン</td><td>連系用しゃ断器の開閉状態</td></tr>
</table>
<table>
<tr><th>情報種別</th><th>情報内容</th></tr>
<tr><td>テレメータ</td><td>引込口（受電地点）の有効電力</td></tr>
</table>
</td></tr>
<tr><td>
24　電気現象記録装置
発電設備等の挙動等を正確に把握するため，短い周期で時刻同期のとれた電圧，電流，電力等の計測値を連続的に記録し，当社の給電制御所等へ伝送する電気現象記録装置（自動オシロ装置，高調波監視記録装置等~~含む~~）を設置していただくことがあります。
</td><td>
24　電気現象記録装置
発電設備等の挙動等を正確に把握するため，短い周期で時刻同期のとれた電圧，電流，電力等の計測値を連続的に記録し，当社の給電制御所等へ伝送する電気現象記録装置（自動オシロ装置，高調波監視記録装置等を含みます。）を設置していただくことがあります。
</td></tr>
<tr><td>
25　サイバーセキュリティ対策
事業用電気工作物（発電事業の用に供するものに限ります。）は，電気事業法にもとづき，「電力制御システムセキュリティガイドライン」に準拠した対策を講じていただきます。
自家用電気工作物（発電事業の用に供するものおよび小規模事業用電気工作物を~~除く~~。）に係る遠隔監視システムおよび制御システムは，「自家用電気工作物に係るサイバーセキュリティの確保に関するガイドラ
</td><td>
25　サイバーセキュリティ対策
事業用電気工作物（発電事業の用に供するものに限ります。）は，電気事業法にもとづき，「電力制御システムセキュリティガイドライン」に準拠した対策を講じていただきます。
自家用電気工作物（発電事業の用に供するものおよび小規模事業用電気工作物を除きます。）に係る遠隔監視システムおよび制御システムは，「自家用電気工作物に係るサイバーセキュリティの確保に関するガイ
</td></tr>
</table>

現行（令和６年 10 月１日実施）	変更後（令和７年４月１日実施予定）
イン」に準拠した対策を講じていただきます。 上記以外の発電設備等については，サイバー攻撃による発電設備等の異常動作を防止し，または発電設備等がサイバー攻撃を受けた場合にすみやかな異常の除去，影響範囲の局限化等を行なうために次のとおり，適切なサイバーセキュリティ対策を講じていただきます。	ドライン」に準拠した対策を講じていただきます。 上記以外の発電設備等については，サイバー攻撃による発電設備等の異常動作を防止し，または発電設備等がサイバー攻撃を受けた場合にすみやかな異常の除去，影響範囲の局限化等を行なうために次のとおり，適切なサイバーセキュリティ対策を講じていただきます。
Ⅶ　負荷設備の系統連系技術要件（特別高圧連系） **11　サイバーセキュリティ対策** 自家用電気工作物（発電事業の用に供するものを~~除く~~）に係る遠隔監視システムおよび制御システムは，「自家用電気工作物に係るサイバーセキュリティの確保に関するガイドライン」に準拠した対策を講じていただきます。	**Ⅶ　負荷設備の系統連系技術要件（特別高圧連系）** **11　サイバーセキュリティ対策** 自家用電気工作物（発電事業の用に供するものを除きます。）に係る遠隔監視システムおよび制御システムは，「自家用電気工作物に係るサイバーセキュリティの確保に関するガイドライン」に準拠した対策を講じていただきます。

３　工事に関する費用の負担に関する算出の根拠および決定の方法に関する説明書

工事に関する費用の負担に関する算出の根拠および決定の方法に関する説明書

混雑緩和プロセスにおける工事費負担金の算出につきましては，第 52 回総合資源エネルギー調査会省エネルギー・新エネルギー分科会／電力・ガス事業分科会再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会（令和５年６月 21 日開催）において，系統増強を希望した発電事業者の負担を基本とした上で，混雑緩和プロセスによる系統増強が一般送配電事業者の計画している設備更新と同調できるなど，一般送配電事業者の受益と評価できる部分については，一般負担として控除する整理がなされたことを反映いたしました。

また，混雑緩和プロセスの参加者に求める保証金につきましては，第 69 回広域系統整備委員会（令和５年８月９日開催）において，従来の一括検討プロセスと同等に設定する整理がなされたことを反映いたしました。

託送供給等約款変更認可申請書

2024年11月29日

中国電力ネットワーク株式会社

託送供給等約款変更認可申請書

企託サ　第34号
2024年11月29日

経済産業大臣　武　藤　容　治　殿

広島市中区小町4番33号
中国電力ネットワーク株式会社
代表取締役社長　長谷川　宏之

次のとおり託送供給等約款の変更の認可を受けたいので、電気事業法第18条第１項の規定により申請します。

変更の内容	別紙　託送供給等約款のとおりであります。
実施期日	2025年４月１日

別紙

託 送 供 給 等 約 款

2025年４月１日実施

中国電力ネットワーク株式会社

託 送 供 給 等 約 款

目　　次

Ⅰ　総　　則…… 1

1　適　　用…… 1
2　託送供給等約款の認可および変更…… 2
3　定　　義…… 2
4　代表契約者の選任…… 9
5　託送供給等に関する取扱い…… 9
6　単位および端数処理……10
7　実施細目……11

Ⅱ　契約の申込み……12

8　契約の要件……12
9　検討および契約の申込み……17
10　契約の成立および契約期間……27
11　託送供給等の開始……29
12　供給準備その他必要な手続きのための協力……29
13　電気方式、電圧および周波数……29
14　発電場所および需要場所……32
15　供給および契約の単位……34
16　承諾の限界……39
17　契約書の作成……40

Ⅲ　料　　金……41

18　料　　金……41

19　接続送電サービス……43
20　臨時接続送電サービス……75
21　予備送電サービス……87
22　系統連系受電サービス……90
23　発電量調整受電計画差対応電力……95
24　接続対象計画差対応電力……97
25　需要抑制量調整受電計画差対応電力……98
26　給電指令時補給電力……99

Ⅳ　料金の算定および支払い…… 102

27　料金の適用開始の時期…… 102
28　検 針 日…… 102
29　料金の算定期間…… 103
30　計　　量…… 105
31　電力および電力量の算定…… 107
32　損 失 率…… 128
33　料金の算定…… 129
34　支払義務の発生および支払期日…… 134
35　料金その他の支払方法…… 136
36　保 証 金…… 140
37　連帯責任…… 142

Ⅴ　供　　給…… 143

38　託送供給等の実施…… 143
39　給電指令の実施等…… 147
40　適正契約の保持等…… 150
41　契約超過金…… 151

42　力率の保持…… 155
43　発電場所および需要場所への立入りによる業務の実施…… 156
44　託送供給等にともなう協力…… 157
45　託送供給等の停止…… 157
46　託送供給等の停止の解除…… 159
47　託送供給等の停止期間中の料金…… 159
48　違 約 金…… 160
49　損害賠償の免責…… 160
50　設備の賠償…… 161

Ⅵ　契約の変更および終了…… 162

51　契約の変更…… 162
52　名義の変更…… 165
53　契約の廃止…… 166
54　供給開始後の契約の消滅または変更にともなう料金
　　および工事費の精算…… 168
55　解 約 等…… 174
56　契約消滅後の債権債務関係…… 177

Ⅶ　受電方法および供給方法ならびに工事…… 178

57　受電地点、供給地点および施設…… 178
58　架空引込線…… 180
59　地中引込線…… 181
60　連接引込線等…… 183
61　中高層集合住宅等における受電方法および供給方法…… 184
62　引込線の接続…… 184
63　計量器等の取付け…… 184

64　通信設備等の施設…… 186
65　専用供給設備…… 186

Ⅷ　**工事費の負担**…… 188

66　受電地点への供給設備の工事費負担金…… 188
67　受電用計量器等の工事費負担金…… 193
68　会社間連系設備の工事費負担金…… 193
69　供給地点への供給設備の工事費負担金…… 193
70　工事費負担金の申受けおよび精算…… 203
71　供給開始に至らないで契約を廃止または変更される場合等の
　　費用の申受け…… 206
72　臨時工事費…… 207
73　工事費等に関する契約書の作成…… 208

Ⅸ　**保　　安**…… 209

74　保安の責任…… 209
75　保安等に対する発電者および需要者の協力…… 209
76　調　　査…… 210
77　調査等の委託…… 210
78　調査に対する需要者の協力…… 210
79　検査または工事の受託…… 211
80　自家用電気工作物…… 211

附　　則…… 212
別　　表…… 282

Ⅰ　総　　則

1　適　　用

当社が、小売電気事業、当社以外の一般送配電事業、特定送配電事業もしくは電気事業法第２条第１項第５号ロにもとづき行なわれる電気の供給（以下「自己等への電気の供給」といいます。）の用に供するための託送供給または電気事業法第２条第１項第７号に定める電力量調整供給を行なうときの料金および必要となるその他の供給条件は、この託送供給等約款（以下「この約款」といいます。）によります。

なお、この約款において託送供給および電力量調整供給とは、次のものをいいます。

（１）　託送供給

次の接続供給および振替供給をいいます。

イ　接続供給

当社が契約者から受電し、当社が維持および運用する供給設備を介して、同時に、その受電した場所以外の当社の供給区域（鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、兵庫県の一部、香川県の一部および愛媛県の一部をいいます。）内の場所（会社間連系点を除きます。）において、契約者の小売電気事業、特定送配電事業または自己等への電気の供給の用に供するための電気を契約者に供給することをいいます。

ロ　振替供給

当社が契約者から小売電気事業、当社以外の一般送配電事業、特定送配電事業または自己等への電気の供給の用に供するための電気を受電し、当社が維持および運用する供給設備を介して、同時に、その受電した場所以外の会社間連系点において、契約者に、その受電した電気の量に相当する量の電気を供給することをいいます。

（２） 電力量調整供給

次の発電量調整供給および需要抑制量調整供給をいいます。

イ　発電量調整供給

当社が発電契約者から、当社が行なう託送供給に係る小売電気事業、一般送配電事業、特定送配電事業または自己等への電気の供給の用に供するための電気を受電し、当社が維持および運用する供給設備を介して、同時に、その受電した場所において、発電契約者に、発電契約者があらかじめ当社に申し出た量の電気を供給することをいいます。

ロ　需要抑制量調整供給

当社が需要抑制契約者から、特定卸供給の用に供するための電気（小売電気事業または特定送配電事業の供給の用に供するための電気で、電気事業法施行規則第１条第２項第７号に定める特定抑制依頼によってえられた電気に限ります。）を受電し、当社が維持および運用する供給設備を介して、同時に、その受電した場所において、需要抑制契約者に、需要抑制契約者があらかじめ当社に申し出た量の電気を供給することをいいます。

２　託送供給等約款の認可および変更

（１） この約款は、電気事業法第18条第１項の規定にもとづき、経済産業大臣の認可を受けたものです。

（２） 当社は、経済産業大臣の認可を受け、または経済産業大臣に届け出て、この約款を変更することがあります。この場合には、料金および必要となるその他の供給条件は、変更後の託送供給等約款によります。

３　定　　義

次の言葉は、この約款においてそれぞれ次の意味で使用いたします。

（１） 契 約 者

この約款にもとづいて当社と接続供給契約または振替供給契約を締結する

小売電気事業者、一般送配電事業者、特定送配電事業者または自己等への電気の供給を行なう者をいいます。

（２） 発電契約者

この約款にもとづいて当社と発電量調整供給契約を締結する者をいいます。

（３） 需要抑制契約者

この約款にもとづいて当社と需要抑制量調整供給契約を締結する者をいいます。

（４） 発 電 者

小売電気事業、一般送配電事業、特定送配電事業または自己等への電気の供給の用に供する電気（託送供給に係る電気に限ります。）を発電または放電する者で当社以外の者をいいます。

（５） 需 要 者

契約者が小売電気事業または自己等への電気の供給として電気を供給する相手方となる者をいいます。

（６） 低　　圧

標準電圧100ボルトまたは200ボルトをいいます。

（７） 高　　圧

標準電圧6,000ボルトをいいます。

（８） 特別高圧

標準電圧20,000ボルト以上の電圧をいいます。

（９） 受電地点

当社が、託送供給に係る電気を契約者から受電する地点、発電量調整供給に係る電気を発電契約者から受電する地点または需要抑制量調整供給に係る電気を需要抑制契約者から受電する地点をいいます。

(10) 発電場所

発電者が、発電量調整供給に係る電気を発電または放電する場所をいいます。

(11)　供給地点

当社が、託送供給に係る電気を契約者に供給する地点をいいます。

(12)　需要場所

需要者が、契約者から供給された接続供給に係る電気を使用する場所をいいます。

(13)　会社間連系点

当社以外の一般送配電事業者または配電事業者が維持および運用する供給設備と当社が維持および運用する供給設備との接続点をいいます。

(14)　中継振替

会社間連系点を受電地点とし、他の会社間連系点を供給地点とする振替供給をいいます。

(15)　地内振替

発電者の電気設備と当社の供給設備との接続点を受電地点とし、会社間連系点を供給地点とする振替供給をいいます。

(16)　発電量調整受電電力

発電量調整供給の場合で、受電地点において、当社が発電契約者から受電する電気の電力をいいます。

(17)　発電量調整受電電力量

受電地点において、当社が発電契約者から受電する発電量調整供給に係る電気の電力量をいいます。

(18)　発電量調整受電計画電力

発電量調整受電電力の計画値で、発電契約者があらかじめ当社に通知するものをいいます。

(19)　発電量調整受電計画電力量

発電量調整受電電力量の計画値で、発電契約者があらかじめ当社に通知するものをいいます。

(20)　接続受電電力

　接続供給の場合で、受電地点において、当社が契約者から受電する電気の電力をいいます。

(21)　接続受電電力量

　受電地点において、当社が契約者から受電する接続供給に係る電気の電力量をいいます。

(22)　接続供給電力

　供給地点において、当社が契約者に供給する接続供給に係る電気の電力をいいます。

(23)　接続供給電力量

　供給地点において、当社が契約者に供給する接続供給に係る電気の電力量をいいます。

(24)　接続対象電力

　接続供給電力を損失率で修正した値をいいます。

(25)　接続対象電力量

　接続供給電力量を損失率で修正した値をいいます。

(26)　接続対象計画電力

　接続対象電力の計画値で、契約者があらかじめ当社に通知するものをいいます。

(27)　接続対象計画電力量

　接続対象電力量の計画値で、契約者があらかじめ当社に通知するものをいいます。

(28)　需要抑制量調整受電電力

　需要抑制量調整供給の場合で、受電地点において、当社が需要抑制契約者から受電する電気の電力をいいます。

(29)　需要抑制量調整受電電力量

　受電地点において、当社が需要抑制契約者から受電する需要抑制量調整供

給に係る電気の電力量をいいます。

(30)　需要抑制量調整受電計画電力

需要抑制量調整受電電力の計画値で、需要抑制契約者があらかじめ当社に通知するものをいいます。

(31)　需要抑制量調整受電計画電力量

需要抑制量調整受電電力量の計画値で、需要抑制契約者があらかじめ当社に通知するものをいいます。

(32)　ベースライン

需要抑制量調整供給を行なう場合の基準となる電力量で、需要抑制契約者があらかじめ当社に通知するものをいいます。

(33)　損 失 率

接続供給における受電地点から供給地点に至る電気の損失率をいいます。

(34)　契約電力

契約上使用できる最大電力（キロワット）であって、接続送電サービス契約電力、臨時接続送電サービス契約電力および予備送電サービス契約電力をいいます。

(35)　契約容量

契約上使用できる最大容量（キロボルトアンペア）であって、接続送電サービス契約容量および臨時接続送電サービス契約容量をいいます。

(36)　契約受電電力

受電地点における接続受電電力または発電量調整受電電力の最大値（キロワット）で、契約者または発電契約者と当社との協議によりあらかじめ定めた値（発電量調整供給においては、同時最大受電電力をこえないものといたします。）をいいます。

(37)　同時最大受電電力

発電者の電気設備と当社の供給設備との接続点における最大電力（キロワット）で、発電契約者または発電者と当社との協議により発電場所ごとに

あらかじめ定めた値をいいます。

(38)　最大連系電力等

当社が受電地点において発電契約者から受電する発電量調整供給に係る電気の電力の最大値をいいます。

(39)　最大需要電力等

当社が供給地点において契約者に供給する接続供給に係る電気の電力の最大値をいいます。

(40)　発電バランシンググループ

31（電力および電力量の算定）(20) イもしくはロに定める発電量調整受電計画差対応補給電力量または31（電力および電力量の算定）(21) イもしくはロに定める発電量調整受電計画差対応余剰電力量を算定する対象となる単位で、発電契約者があらかじめ発電量調整供給契約において設定するものをいいます。

(41)　需要バランシンググループ

31（電力および電力量の算定）(22) に定める接続対象計画差対応補給電力量または31（電力および電力量の算定）(23) に定める接続対象計画差対応余剰電力量を算定する対象となる単位で、契約者があらかじめ接続供給契約において設定するものをいいます。

(42)　需要抑制バランシンググループ

31（電力および電力量の算定）(24) に定める需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量または31（電力および電力量の算定）(25) に定める需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量を算定する対象となる単位で、需要抑制契約者があらかじめ需要抑制量調整供給契約において設定するものをいいます。

(43)　電　　灯

白熱電球、けい光灯、ネオン管灯、水銀灯等の照明用電気機器（付属装置を含みます。）をいいます。

(44)　小型機器

主として住宅、店舗、事務所等において単相で使用される、電灯以外の低圧の電気機器をいいます。ただし、急激な電圧の変動等により他の電気の使用者の電灯の使用を妨害し、または妨害するおそれがあり、電灯と併用できないものは除きます。

(45)　動　　力

電灯および小型機器以外の電気機器をいいます。

(46)　契約負荷設備

契約上使用できる負荷設備をいいます。

(47)　契約主開閉器

契約上設定される遮断器であって、定格電流を上回る電流に対して電路を遮断し、需要者において使用する最大電流を制限するものをいいます。

(48)　定期検査

電気事業法第54条および第55条第１項に定められた検査をいいます。

(49)　定期補修

一定期間を限り定期的に行なわれる補修をいいます。

(50)　給電指令

発電者の発電設備および蓄電池（以下「発電設備等」といいます。）の運用または需要者の電気の使用等について、当社から指令することをいいます。

(51)　昼間時間

毎日午前８時から午後10時までの時間をいいます。ただし、日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日、１月２日、１月３日、１月４日、５月１日、５月２日、12月30日および12月31日の該当する時間を除きます。

(52)　夜間時間

昼間時間以外の時間をいいます。

(53)　貿易統計

関税法にもとづき公表される統計をいいます。

(54)　離島平均燃料価格算定期間

貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき離島平均燃料価格を算定する場合の期間とし、毎年１月１日から３月31日までの期間、２月１日から４月30日までの期間、３月１日から５月31日までの期間、４月１日から６月30日までの期間、５月１日から７月31日までの期間、６月１日から８月31日までの期間、７月１日から９月30日までの期間、８月１日から10月31日までの期間、９月１日から11月30日までの期間、10月１日から12月31日までの期間、11月１日から翌年の１月31日までの期間または12月１日から翌年の２月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の２月29日までの期間といたします。）をいいます。

４　代表契約者の選任

自己等への電気の供給の用に供するための接続供給契約の場合を除き、１接続供給契約における契約者を複数とすることができます。この場合、当該接続供給契約においては１需要バランシンググループを設定するものとし、この約款に関する当社との協議および接続供給の実施に関する事項についての権限を複数の契約者全員から委任された契約者を、代表契約者としてあらかじめ選任していただき、かつ、契約者が行なう、当社との手続きおよび協議、ならびにこの約款に定める金銭債務の支払い等は、代表契約者を通じて行なっていただきます。また、当社は、契約者との協議および契約者への通知を代表契約者に対して行ないます。ただし、当社は、必要に応じて、代表契約者以外の契約者と、協議等をさせていただくことがあります。

５　託送供給等に関する取扱い

当社は、とくに必要となる場合を除き、当社の専用窓口を通じて、この約款の実施取扱いをいたします。この場合、当社は、託送供給または電力量調整供給の申込みおよび実施に際してえた情報については、託送供給、電力量調整供

給または再生可能エネルギー電気卸供給約款にもとづく再生可能エネルギー電気卸供給を実施する目的以外に使用いたしません。

6　単位および端数処理

この約款において料金その他を計算する場合の単位およびその端数処理は、次のとおりといたします。

（1）　契約負荷設備の個々の容量の単位は、1ワットまたは1ボルトアンペアとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

（2）　契約容量の単位は、1キロボルトアンペアとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

（3）　発電量調整受電電力、発電量調整受電計画電力、接続受電電力、接続供給電力、接続対象電力、接続対象計画電力、需要抑制量調整受電電力、需要抑制量調整受電計画電力、契約電力、契約受電電力、同時最大受電電力、最大連系電力等、最大需要電力等およびその他の電気の電力の単位は、次の場合を除き、1キロワットとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

イ　低圧で供給する場合で、19（接続送電サービス）（2）イまたは20（臨時接続送電サービス）（2）イ（ロ）を適用した場合に算定された値が0.5キロワット以下となるときは、契約電力を0.5キロワットといたします。

ロ　高圧で供給する場合で、19（接続送電サービス）（2）イを適用した場合に算定された値が0.5キロワット未満となるときは、契約電力を1キロワットといたします。

（4）　発電量調整受電電力量、発電量調整受電計画電力量、接続受電電力量、接続供給電力量、接続対象電力量、接続対象計画電力量、需要抑制量調整受電電力量、需要抑制量調整受電計画電力量、ベースライン、発電量調整受電計画差対応補給電力量、発電量調整受電計画差対応余剰電力量、接続対象計画差対応補給電力量、接続対象計画差対応余剰電力量、需要抑制量調整受電計

画差対応補給電力量、需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量、給電指令時補給電力量およびその他の電気の電力量の単位は、１キロワット時とし、その端数は、小数点以下第１位で四捨五入いたします。ただし、低圧で受電する場合の30分ごとの接続受電電力量および30分ごとの発電量調整受電電力量ならびに低圧で供給する場合の30分ごとの接続供給電力量の単位は、最小位までといたします。

（５） 力率の単位は、１パーセントとし、その端数は、小数点以下第１位で四捨五入いたします。

（６） 料金その他の計算における合計金額の単位は、１円とし、その端数は、切り捨てます。

７ 実施細目

この約款の実施上必要な細目的事項は、そのつど契約者、発電契約者、発電者または需要抑制契約者と当社との協議によって定めます。

なお、当社は、必要に応じて、需要者と別途協議を行なうことがあります。

Ⅱ　契約の申込み

８　契約の要件

（１）　契約者が接続供給契約または振替供給契約を希望される場合は、次の要件を満たしていただきます。

イ　小売電気事業、一般送配電事業、特定送配電事業または自己等への電気の供給の用に供する電気が電力量調整供給に係るものまたは当社が供給する託送供給に供する電気であること。

ロ　接続供給の場合、契約者が需要者の需要の計画値に応じた電気の供給が可能であること。

ハ　振替供給の場合、契約者が営む小売電気事業、一般送配電事業、特定送配電事業または契約者が行なう自己等への電気の供給の用に供するためのものであること。

ニ　需要者が電気設備を当社の供給設備に電気的に接続するにあたり、電気設備に関する技術基準、その他の法令等にしたがい、かつ、別冊に定める系統連系技術要件（以下「系統連系技術要件」といいます。）を遵守して、当社の供給設備の状況等を勘案して技術的に適当と認められる方法によって連系すること。

ホ　高圧または特別高圧で供給する場合は、契約者および需要者が当社からの給電指令にしたがうこと。

ヘ　契約者が、需要者にこの約款における需要者に関する事項を遵守させ、かつ、需要者がこの約款における需要者に関する事項を遵守する旨の承諾をすること。

ト　需要者が他の契約者から電気の供給を受けることを当社が確認した場合は、契約者が、当社が契約者にあらかじめお知らせすることなく接続供給の実施に必要な需要者の情報を当社が当該他の契約者に対し提供する旨の承諾をすること。

チ　契約者および需要者が、当社が契約者および需要者にあらかじめお知らせすることなく発電量調整供給等の実施に必要な需要者の情報を発電契約者および需要場所と同一の場所である発電場所の発電者または当社と再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）第２条第５項に定める特定契約（以下「特定契約」といいます。）もしくは再生可能エネルギー特別措置法第２条の７に定める一時調達契約（以下「一時調達契約」といいます。）等を締結する者に対し提供する旨の承諾をすること。

リ　契約者が自己等への電気の供給の用に供するための接続供給契約または振替供給契約を希望される場合は、次の要件を満たすこと。

（イ）　契約者と同一の者である発電者の発電設備等が電気事業法第２条第１項第５号ロに定める非電気事業用電気工作物であること。

（ロ）　契約者と同一の者でない発電者の発電または放電に係る電気も供給する場合は、当該発電者の発電設備等が契約者と電気事業法第２条第１項第５号ロの経済産業省令で定める密接な関係を有する者が維持および運用する非電気事業用電気工作物であること。

（ハ）　需要者が契約者と同一の者、または契約者と電気事業法第２条第１項第５号ロの経済産業省令で定める密接な関係を有する者であること。

ヌ　契約者が、１需要場所において、分割供給（複数の小売電気事業者が、１需要場所において、１引込みを通じて行なうそれぞれの電気事業法第２条第１項第１号に定める小売供給をいいます。ただし、一方の小売電気事業者が需要者の発電設備の検査、補修または事故〔停電による停止等を含みます。〕により生じた不足電力の補給にあてるための電気のみを供給する場合の小売供給を除きます。）を行なうための接続供給（以下「分割接続供給」といいます。）を希望される場合は、次の要件を満たすこと。

（イ）　当該需要場所が、高圧または特別高圧で電気の供給を受ける需要場所であること。

（ロ） 当該需要場所において分割接続供給を受ける契約者は、２契約者に限ること。

（ハ） 双方の契約者および需要者が、当該需要場所において、当社が分割接続供給を行なう旨の承諾をすること。

（ニ） 双方の契約者および需要者が、当社が契約者および需要者にあらかじめお知らせすることなく分割接続供給の実施に必要な契約者および需要者の情報を他の一方の契約者に対し提供する旨の承諾をすること。

（２） 発電契約者が発電量調整供給契約を希望される場合は、次の要件を満たしていただきます。

イ　発電契約者が発電量調整受電計画電力量に応じて電気を供給すること。

ロ　発電者が発電または放電する電気が当社が行なう託送供給に係るものであること。

ハ　発電者が電気設備を当社の供給設備に電気的に接続するにあたり、電気設備に関する技術基準、その他の法令等にしたがい、かつ、系統連系技術要件を遵守して、当社の供給設備の状況等を勘案して技術的に適当と認められる方法によって連系すること。

ニ　高圧または特別高圧で受電する場合は、発電契約者および発電者が当社からの給電指令にしたがうこと。

ホ　発電契約者が当社を代理して、発電者との間で、系統連系受電契約（発電量調整供給契約にもとづき締結する契約をいいます。）を締結すること。

ヘ　発電契約者が、原則として、18（料金）（３）に定める発電者に係る料金、延滞利息および契約超過金を、34（支払義務の発生および支払期日）（４）に定める期日までの間、当社に代わり、発電者から受領し、当社があらかじめ定める支払いに関する期日までに当社へ引き渡す業務を受託すること。

ト　発電契約者が、35（料金その他の支払方法）（３）ロの場合を除き、18（料金）（３）に定める発電者に係る料金、延滞利息および契約超過金の支払い業務を発電者から無償で受託すること。

チ　発電者が系統連系受電契約の変更を発電契約者に申し出た場合、発電契約者が発電量調整供給契約の変更として当社へ申し出ること。

リ　当社が発電者との系統連系受電契約を解約する場合、発電契約者が、当該発電者の発電場所に係る発電量調整供給契約が変更されることを承諾すること。

ヌ　発電契約者が、発電者にこの約款における発電者に関する事項を遵守させ、かつ、発電者がこの約款における発電者に関する事項を遵守する旨の承諾をすること。

ただし、当社と特定契約を締結する発電者（発電契約者が発電者との間で電力受給に関する契約を締結している場合を除きます。）および発電契約者と同一の者である発電者については、ホ、ヘ、ト、チおよびリの要件を除きます。

なお、当社は、発電契約者に対して、系統連系受電契約の締結または変更について、当社を代理する権利を付与いたします。

（３）　発電者が系統連系受電契約を希望される場合は、次の要件を満たしていただきます。

イ　新たに系統連系受電契約を希望される場合または当該契約の内容に変更が生じる場合、発電者が当該契約の締結または変更について当社を代理する発電契約者に対して申し出ること。

ロ　発電者が発電または放電する電気が当社が行なう託送供給に係るもの（当社との特定契約に係る電気を除きます。）であること。

ハ　発電者が電気設備を当社の供給設備に電気的に接続するにあたり、電気設備に関する技術基準、その他の法令等にしたがい、かつ、系統連系技術要件を遵守して、当社の供給設備の状況等を勘案して技術的に適当と認められる方法によって連系すること。

ニ　高圧または特別高圧で受電する場合は、発電者が当社からの給電指令にしたがうこと。

ホ　発電者が、原則として、18（料金）（３）に定める発電者に係る料金、延滞利息および契約超過金の支払い業務を発電契約者に委託すること。

ヘ　発電者が当該契約の消滅後に接続された電気を当社が無償で受電することについて承諾すること。

ただし、発電契約者と同一の者である発電者については、イおよびホの要件を除きます。

（４）　需要抑制契約者が需要抑制量調整供給契約を希望される場合は、次の要件を満たしていただきます。

イ　需要抑制契約者が特定卸供給を行なう事業を営む者で、次のいずれにも該当すること。

（イ）　需要者に対して、次のａおよびｂの事項を定めた需要抑制に関する計画を適時に策定し、当該計画にしたがって適切な需要抑制の指示を適時に出すことができること。

ａ　需要抑制量（１キロワットをこえる電気を抑制しようとするものに限ります。）

ｂ　需要抑制の実施頻度および時期

（ロ）　（イ）によってえられた100キロワットをこえる電気を供給しようとするものであること。

（ハ）　電気の安定かつ適正な供給を確保するための適切な需給管理体制および情報管理体制を確立し、実施および維持することができること。

（ニ）　需要者の保護の観点から適切な情報管理体制を確立し、実施および維持できること。

（ホ）　需要者と電力需給に関する契約等を締結している契約者が供給力を確保するよう、当該契約者と需要抑制契約者との間または当該契約者と需要者との間で適切な契約がなされていること。

ロ　需要抑制契約者が需要抑制量調整受電計画電力量に応じて電気を供給すること。

ハ　需要者に係る接続送電サービスまたは臨時接続送電サービスが電灯定額接続送電サービスまたは電灯臨時定額接続送電サービスもしくは動力臨時定額接続送電サービスでないこと。

ニ　需要抑制量調整受電電力量の算定上、需要場所が30（計量）（４）に該当しないこと。

ホ　需要抑制契約者が、需要者にこの約款における需要者に関する事項を遵守させ、かつ、需要者がこの約款における需要者に関する事項を遵守する旨の承諾をすること。

ヘ　当社が分割接続供給を行なう供給地点において、需要抑制契約者は、15（供給および契約の単位）（２）イ（イ）または（ロ）により分割接続供給を受ける契約者に係る接続送電サービスまたは臨時接続送電サービスについて需要抑制量調整供給契約を希望される場合は、他の一方の契約者に係る接続送電サービスまたは臨時接続送電サービスについてもあわせて需要抑制量調整供給契約を締結すること。

９　検討および契約の申込み

契約者が新たに接続供給契約もしくは振替供給契約を希望される場合、発電契約者が新たに発電量調整供給契約を希望される場合、発電者（当社と特定契約を締結する発電者〔発電契約者が発電者との間で電力受給に関する契約を締結している場合を除きます。〕を除きます。）が新たに系統連系受電契約を希望される場合または需要抑制契約者が新たに需要抑制量調整供給契約を希望される場合は、あらかじめこの約款を承認のうえ、次の手続きにより、契約者から託送供給の申込み、発電契約者から発電量調整供給の申込みまたは需要抑制契約者から需要抑制量調整供給の申込みをしていただきます。

なお、電圧または周波数の変動等によって損害を受けるおそれがある発電者または需要者は、無停電電源装置の設置等必要な措置を講じていただきます。また、発電者または需要者が保安等のために必要とする電気については、その

容量を明らかにしていただき、21（予備送電サービス）の申込みまたは保安用の発電設備の設置、蓄電池装置の設置等必要な措置を講じていただきます。

（1） 受電側接続検討の申込み

イ　当社は、契約者または発電契約者から小売電気事業、一般送配電事業、特定送配電事業または自己等への電気の供給の用に供する電気を受電（原則として高圧または特別高圧で受電する場合に限ります。また、接続供給または振替供給の場合は、受電地点が会社間連系点のときに限ります。）するにあたり、供給設備の新たな施設または変更についての検討（以下「受電側接続検討」といいます。）をいたします。

なお、他の接続供給契約もしくは振替供給契約または発電量調整供給契約等により既に連系されている受電地点については、受電側接続検討を省略することがあります。

ロ　契約者または発電契約者は、接続供給契約（受電地点が会社間連系点の場合に限ります。）もしくは振替供給契約（受電地点が会社間連系点の場合に限ります。）または発電量調整供給契約（発電者から電気を受電する場合に限ります。）の申込みに先だち、次の事項を明らかにして、当社所定の様式により、受電側接続検討の申込みをしていただきます。

（イ） 接続供給の場合

a　契約者の名称

b　代表契約者の名称（契約者が複数の場合に限ります。）

c　当該接続供給に必要となる当社以外の一般送配電事業者または配電事業者との振替供給契約等の内容または申込内容

d　接続受電電力の最大値および最小値

e　接続供給の開始希望日

（ロ） 振替供給の場合

a　契約者の名称

b　当該振替供給に必要となる当社以外の一般送配電事業者または配電

事業者との振替供給契約等の内容または申込内容

c　振替供給に係る受電電力の最大値および最小値

d　供給地点

e　振替供給の開始希望日

（ハ）　発電量調整供給の場合

a　発電契約者の名称

b　発電者の名称、発電場所および受電地点

c　発電設備等の発電・放電方式、発電・放電出力および系統安定上必要な仕様

d　発電量調整受電電力の最大値および最小値

e　受電地点における受電電圧

f　発電場所における負荷設備および受電設備

g　発電量調整供給の開始希望日

ハ　検討期間および検討料

（イ）　当社は、原則として受電側接続検討の申込みから３月以内に検討結果をお知らせいたします。

（ロ）　当社は、１受電地点１検討につき22万円を検討料として、受電側接続検討の申込み時に発電契約者から申し受けます。ただし、次の場合には、検討料を申し受けません。

a　検討を要しない場合

b　受電側接続検討の回答後、他の発電契約者の契約の申込みにともなう連系予約（当該契約の申込みに係る発電設備等が送電系統へ連系されたものとして取り扱うことをいいます。）によって送電系統の状況が変化した場合等、受電側接続検討の前提となる事実関係に変動がある場合で、かつ、検討料を申し受けた受電側接続検討の回答日から１年以内に受け付けた受電側接続検討のとき。

（２） 供給側接続事前検討の申込み

イ　当社は、契約者が希望される場合に、契約者に小売電気事業、特定送配電事業または自己等への電気の供給の用に供する電気を供給するにあたり、工事の要否および工事が必要な場合の当該工事の種別についての検討（以下「供給側接続事前検討」といいます。）をいたします。

ロ　契約者は、次の事項を明らかにして、当社所定の様式により、供給側接続事前検討の申込みをしていただきます。この場合、契約者への情報開示に係る需要者の承諾書（当社所定の様式によります。）をあわせて提出していただくことがあります。また、分割接続供給を希望される場合は、あらかじめ双方の契約者で協議のうえ、申込みをしていただきます。

（イ） 需要者の名称、用途、需要場所（供給地点特定番号を含みます。）および供給地点

（ロ） 契約電力（分割接続供給を希望される場合は、１需要場所において使用できる最大電力〔キロワット〕といたします。）または契約容量

（ハ） 供給地点における供給電気方式および供給電圧

（ニ） 負荷設備または主開閉器

（ホ） 接続供給の開始希望日および使用期間

ハ　負荷設備、契約電力または契約容量については、１年間を通じての最大の負荷を基準として、契約者から申し出ていただきます。この場合、１年間を通じての最大の負荷を確認するため、必要に応じて接続供給の開始希望日以降１年間の接続供給電力の計画値を当社所定の様式により申し出ていただきます。

ニ　当社は、原則として供給側接続事前検討の申込みから２週間以内に検討結果をお知らせいたします。

（３） 需要抑制量調整供給事前検討の申込み

イ　当社は、需要抑制契約者が希望される場合に、特定卸供給の用に供する電気を受電するにあたり、工事の要否および工事が必要な場合の当該工事

の種別についての検討（以下「需要抑制量調整供給事前検討」といいます。）をいたします。

ロ　需要抑制契約者は、次の事項を明らかにして、当社所定の様式により、需要抑制量調整供給事前検討の申込みをしていただきます。この場合、需要抑制契約者への情報開示に係る需要者の承諾書（当社所定の様式によります。）をあわせて提出していただくことがあります。

（イ）　需要抑制契約者の名称

（ロ）　需要者の名称、需要場所（供給地点特定番号を含みます。）

（ハ）　需要抑制量調整供給の開始希望日

ハ　当社は、原則として需要抑制量調整供給事前検討の申込みから２週間以内に検討結果をお知らせいたします。

（４）　契約の申込み

契約者は、（１）ロ（イ）または（ロ）の事項およびイまたはロの事項を、発電契約者は、（１）ロ（ハ）の事項およびハの事項を、需要抑制契約者は、ニの事項を明らかにして、当社所定の様式により、接続供給契約、振替供給契約、発電量調整供給契約、系統連系受電契約または需要抑制量調整供給契約の申込みをしていただきます。この場合、８（契約の要件）（１）へおよび接続供給の実施に必要な需要者の情報を当社が契約者に対し提供することに関する需要者の契約者に対する承諾書の写し、８（契約の要件）（２）ホに定める要件を満たすことを証明する文書および８（契約の要件）（２）ヌに定める発電者の発電契約者に対する承諾書の写しまたは８（契約の要件）（４）ホおよび需要抑制量調整供給の実施に必要な需要者の情報を当社が需要抑制契約者に対し提供することに関する需要者の需要抑制契約者に対する承諾書の写しをあわせて提出していただきます。ただし、発電契約者と発電者との間で締結する電力受給に関する契約等において、発電者が系統連系受電契約の締結について合意していることおよび発電者がこの約款に関する事項を遵守することを承諾していることが明らかな場合、契約者と需要者との

間で締結する電力需給に関する契約等において、需要者がこの約款に関する事項を遵守することおよび接続供給の実施に必要な需要者の情報を、当社が契約者に対し提供することを承諾していることが明らかな場合または需要抑制契約者と需要者との間で締結する需要抑制に関する契約等において、需要者がこの約款に関する事項を遵守することおよび需要抑制量調整供給の実施に必要な需要者の情報を、当社が需要抑制契約者に対し提供することを承諾していることが明らかな場合で、当社が当該文書および承諾書の提出を不要と判断するときは、当該文書および承諾書の提出を省略することができるものといたします。

なお、自己等への電気の供給の用に供するための接続供給契約または振替供給契約を希望される場合は、８（契約の要件）（１）リに定める要件を満たすことを証明する文書をあわせて提出していただきます。この場合、当社は、必要に応じて、所管の官庁にこの要件を満たすことの確認を行ないます。

また、発電量調整供給契約を希望される場合で、電力広域的運営推進機関送配電等業務指針に定める保証金（以下「系統連系保証金」といい、その金額は電力広域的運営推進機関業務規程に定める方法により算定いたします。）を要するときは、系統連系保証金をお支払いいただき、かつ、電源接続案件一括検討プロセスにもとづき工事費負担金補償金を定めるときは、当社と工事費負担金の補償に関する契約を締結のうえ、（１）の申込みに対する当社の回答日から１年以内（電源接続案件一括検討プロセスにもとづき申込みをされる場合および海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律〔以下「再エネ海域利用法」といいます。〕第13条第２項第10号に規定する選定事業者〔以下「選定事業者」といいます。〕を発電者として申込みをされる場合を除きます。）に申込みをしていただくものとし、需要抑制量調整供給契約を希望される場合は、８（契約の要件）（４）イに定める要件を満たすことを証明する文書を提出していただきます。

イ　接続供給の場合

（イ）　需要者の名称、用途、需要場所（供給地点特定番号を含みます。）および供給地点

（ロ）　供給地点における供給電気方式および供給電圧

（ハ）　需要場所における負荷設備、主開閉器、受電設備および発電設備等

（ニ）　契約電力（分割接続供給を希望される場合は、申込みをされる契約者に係る契約電力といたします。）または契約容量

（ホ）　契約受電電力

（ヘ）　希望される接続送電サービス、臨時接続送電サービスまたは予備送電サービスの種別（分割接続供給を希望される場合は、申込みをされる契約者に係る接続送電サービス、臨時接続送電サービスまたは予備送電サービスの種別といたします。）

（ト）　接続受電電力の計画値および接続供給電力の計画値

（チ）　電気の調達先となる契約者、発電契約者または需要抑制契約者の名称および調達量の計画値

（リ）　電気の販売先となる契約者、発電契約者または需要抑制契約者の名称および販売量の計画値

（ヌ）　連絡体制

（ル）　20（臨時接続送電サービス）を希望される場合には、契約使用期間（分割接続供給を希望される場合は、申込みをされる契約者に係る臨時接続送電サービスの契約使用期間といたします。）

（ヲ）　分割接続供給を希望される場合、次の事項（あらかじめ双方の契約者で協議のうえ、申込みをしていただきます。）

ａ　15（供給および契約の単位）（２）イまたはロのうち希望される分割接続供給の形態

ｂ　15（供給および契約の単位）（２）イにより当社が分割接続供給を行なう場合、それぞれの契約者への分割接続供給の形態

c　15（供給および契約の単位）（２）イ（イ）により当社が分割接続供給を行なう場合、契約者があらかじめ定めた30分ごとの電力量（以下「通告電力量」といいます。）を当社に通知する契約者

d　15（供給および契約の単位）（２）ロにより当社が分割接続供給を行なう場合、それぞれの契約者へ分割接続供給する時間帯（以下「供給時間帯」といいます。）および分割接続供給に係る料金その他の調整先となる契約者

e　分割接続供給に係る料金その他の調整に使用する、１供給地点につき、１接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービス契約電力、１臨時接続送電サービスを適用した場合の臨時接続送電サービス契約電力または１予備送電サービスを適用した場合の予備送電サービス契約電力

f　分割接続供給に係る料金その他の調整に使用する、１供給地点につき、１接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービスの種別、１臨時接続送電サービスを適用した場合の臨時接続送電サービスの種別または１予備送電サービスを適用した場合の予備送電サービスの種別

なお、負荷設備、契約電力または契約容量については、１年間を通じての最大の負荷を基準として､契約者から申し出ていただきます。この場合、１年間を通じての最大の負荷を確認するため、必要に応じて接続供給の開始希望日以降１年間の接続供給電力の計画値を当社所定の様式により申し出ていただきます。

ロ　振替供給の場合

（イ）　連絡体制

（ロ）　当社が小売電気事業、一般送配電事業、特定送配電事業または自己等への電気の供給の用に供する電気を振替供給する場合には、当該振替供給に係る当社以外の一般送配電事業者または配電事業者との接続供給契

約等の内容または申込内容

ハ　発電量調整供給の場合

（イ）　発電場所の受電地点特定番号および発電設備等に係る供給地点の供給地点特定番号

（ロ）　契約受電電力および同時最大受電電力

（ハ）　発電量調整受電計画電力

（ニ）　電気の調達先となる契約者、発電契約者または需要抑制契約者の名称および調達量の計画値

（ホ）　電気の販売先となる契約者、発電契約者または需要抑制契約者の名称および販売量の計画値

（ヘ）　連絡体制

ニ　需要抑制量調整供給の場合

（イ）　需要抑制契約者の名称

（ロ）　需要抑制量調整受電計画電力

（ハ）　需要抑制を行なう場合の30分ごとの需要抑制量調整受電計画電力量に対応する、需要抑制の予定電力量（１ベースラインに係る需要場所を複数とする場合で、当該ベースラインにもとづく需要抑制量調整受電計画電力量を設定するときは、需要場所ごとの需要抑制量調整供給に係る需要抑制の予定電力量といたします。）の最小値

（ニ）　需要抑制を行なう場合の30分ごとの販売計画の最小値

（ホ）　需要者の名称および需要場所（供給地点特定番号を含みます。）

（ヘ）　需要者と電力需給に関する契約等を締結している契約者の名称

（ト）　需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量および需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量の算定方法となる31（電力および電力量の算定）(14) イまたはロ

（チ）　電気の調達先となる契約者、発電契約者または需要抑制契約者の名称および調達量の計画値

（リ） 電気の販売先となる契約者、発電契約者または需要抑制契約者の名称および販売量の計画値

（ヌ） 需要抑制量調整供給の開始希望日

（ル） 連絡体制

なお、需要抑制バランシンググループごとの（ト）の算定方法となる31（電力および電力量の算定）(14) イまたはロのいずれかの適用を開始した後１年間は同一の算定方法の適用を継続していただくものといたします。

（５） 当社は、接続供給契約（受電地点〔会社間連系点の場合に限ります。〕に係る事項に限ります。）または振替供給契約について、当日等の利用分および翌日等の利用分に限り、（４）に定める様式以外で当社が指定した方法により契約者に申込みをしていただくことがあります。また、当社は、受給契約等にもとづく連系線の利用に係る事項（当社以外の一般送配電事業者の連系線の利用に係る事項を含みます。）について、当社が指定した方法により契約者に提出していただくことがあります。この場合、当該申込方法による申込みに係る託送供給の実施または受給契約等にもとづく連系線の利用に係る事項の提出にともなって必要となる事項に関する契約（以下「契約者に係る基本契約」といいます。）を当社とあらかじめ締結していただきます。

なお、契約者に係る基本契約の契約期間は、契約者と当社との協議がととのった日から１年間とし、契約期間満了に先だって契約内容に変更がない場合は、契約期間満了後も１年ごとに同一条件で継続されるものといたします。

また、契約者に係る基本契約で定める事項について、基本契約書を作成いたします。

（６） 当社は、受給契約等にもとづく連系線の利用に係る事項（当社以外の一般送配電事業者の連系線の利用に係る事項を含みます。）について、当社が指定した方法により発電契約者に提出していただくことがあります。この場合、受給契約等にもとづく連系線の利用に係る事項の提出にともなって必要となる事項に関する契約（以下「発電契約者に係る基本契約」といいます。）を

当社とあらかじめ締結していただきます。

なお、発電契約者に係る基本契約の契約期間は、発電契約者と当社との協議がととのった日から１年間とし、契約期間満了に先だって契約内容に変更がない場合は、契約期間満了後も１年ごとに同一条件で継続されるものといたします。

また、発電契約者に係る基本契約で定める事項について、基本契約書を作成いたします。

（７） 当社は、受給契約等にもとづく連系線の利用に係る事項（当社以外の一般送配電事業者の連系線の利用に係る事項を含みます。）について、当社が指定した方法により需要抑制契約者に提出していただくことがあります。この場合、受給契約等にもとづく連系線の利用に係る事項の提出にともなって必要となる事項に関する契約（以下「需要抑制契約者に係る基本契約」といいます。）を当社とあらかじめ締結していただきます。

なお、需要抑制契約者に係る基本契約の契約期間は、需要抑制契約者と当社との協議がととのった日から１年間とし、契約期間満了に先だって契約内容に変更がない場合は、契約期間満了後も１年ごとに同一条件で継続されるものといたします。

また、需要抑制契約者に係る基本契約で定める事項について、基本契約書を作成いたします。

10 契約の成立および契約期間

（１） 接続供給契約は、接続供給契約の申込みを当社が承諾したときに、振替供給契約は、振替供給契約の申込みを当社が承諾したときに、発電量調整供給契約は、発電量調整供給契約の申込みを当社が承諾したときに、系統連系受電契約は、系統連系受電契約の申込みを当社が承諾したときに、需要抑制量調整供給契約は､需要抑制量調整供給契約の申込みを当社が承諾したときに、それぞれ成立いたします。

（２） 契約期間は、次によります。

イ　接続供給の場合

（イ） 契約期間は、20（臨時接続送電サービス）を利用される場合を除き、接続供給契約が成立した日から、料金適用開始の日以降１年目の日までといたします。

（ロ） 契約期間満了に先だって接続供給契約の消滅または変更がない場合は、接続供給契約は、契約期間満了後も１年ごとに同一条件で継続されるものといたします。

（ハ） 20（臨時接続送電サービス）を利用される場合の契約期間は、接続供給契約が成立した日から、あらかじめ定めた契約使用期間の満了の日までといたします。

ロ　発電量調整供給の場合

（イ） 契約期間は、発電設備等に係る供給地点において20（臨時接続送電サービス）が適用されている場合等特別の事情がある場合を除き、発電量調整供給契約または系統連系受電契約が成立した日から、料金適用開始の日以降１年目の日までといたします。

（ロ） 契約期間満了に先だって発電量調整供給契約または系統連系受電契約の消滅または変更がない場合は、発電量調整供給契約または系統連系受電契約は、契約期間満了後も１年ごとに同一条件で継続されるものといたします。

（ハ） 契約期間は、発電設備等に係る供給地点において20（臨時接続送電サービス）が適用されている場合等特別の事情がある場合、発電量調整供給契約または系統連系受電契約が成立した日から、発電契約者または発電者と当社との協議により定めた日までといたします。

ハ　振替供給または需要抑制量調整供給の場合

契約期間は、振替供給契約または需要抑制量調整供給契約が成立した日から、契約者または需要抑制契約者の申込みにもとづき、契約者または需

要抑制契約者と当社との協議により定めた日までといたします。ただし、特別の事情がない限り、契約期間は、振替供給または需要抑制量調整供給の開始日から起算して１年未満とならないものといたします。

11　託送供給等の開始

（１）　当社は、接続供給契約、振替供給契約、発電量調整供給契約、系統連系受電契約または需要抑制量調整供給契約の申込みを承諾したときには、契約者、発電契約者または需要抑制契約者と協議のうえ託送供給または電力量調整供給の開始日を定め、供給準備その他必要な手続きを経たのち、すみやかに託送供給または電力量調整供給を開始いたします。

（２）　当社は、天候、用地交渉、停電交渉等の事情によるやむをえない理由によって、あらかじめ定めた託送供給または電力量調整供給の開始日に託送供給または電力量調整供給ができないことが明らかになった場合には、その理由を契約者、発電契約者または需要抑制契約者にお知らせし、あらためて契約者、発電契約者または需要抑制契約者と協議のうえ、託送供給または電力量調整供給の開始日を定めて託送供給または電力量調整供給を開始いたします。

12　供給準備その他必要な手続きのための協力

契約者、発電契約者、需要抑制契約者、発電者または需要者は、当該託送供給または電力量調整供給の実施にともない当社が施設または所有する供給設備の工事および維持のために必要な用地の確保等について協力していただきます。

13　電気方式、電圧および周波数

（１）　受電電気方式は、受電電圧に応じて、次のとおりといたします。

受　電　電　圧	低圧	交流単相２線式、交流単相３線式または交流３相３線式
	高圧または特別高圧	交流３相３線式

（２）　供給電気方式は、供給電圧および接続送電サービス、臨時接続送電サービスまたは予備送電サービスに応じて、Ⅲ（料金）の各項に定めるところによります。

（３）　受電電圧は、会社間連系点を受電地点とする場合を除き、原則として、受電地点（１建物内の２以上の発電場所から共同引込線〔２以上の発電場所または需要場所に対して１引込みにより電気を受電または供給するための引込線をいいます。〕による１引込みで電気を受電する場合の受電地点は、発電場所ごとに異なる地点とみなします。）における契約受電電力（発電場所における発電設備等、受電設備および負荷設備等を基準として、発電契約者と当社との協議により受電地点ごとに定めます。）に応じて、次のとおりといたします。

契約受電電力	50キロワット未満	標準電圧 100ボルトまたは200ボルト
	50キロワット以上 2,000キロワット未満	標準電圧　6,000ボルト
	2,000キロワット以上 10,000キロワット未満	標準電圧　20,000ボルト
	10,000キロワット以上 30,000キロワット未満	標準電圧　60,000ボルト
	30,000キロワット以上	標準電圧 100,000ボルト

（４）　供給電圧は、会社間連系点を供給地点とする場合を除き、接続送電サービ

ス、臨時接続送電サービスまたは予備送電サービスに応じて、Ⅲ（料金）の各項に定めるところによります。ただし、接続送電サービス契約電力が500キロワット未満である場合（契約者が新たに供給地点への接続供給を開始される場合または需要場所における受電設備を変更される場合等に限ります。）は、別表１（契約設備電力の算定）により定めた供給地点（１建物内の２以上の需要場所に共同引込線による１引込みで電気を供給する場合の供給地点は、需要場所ごとに異なる地点とみなします。）における契約設備電力に応じて次のとおりといたします。

契約設備電力	50キロワット未満	標準電圧 100ボルトまたは200ボルト
	50キロワット以上	標準電圧　6,000ボルト

なお、１需要場所において、電灯標準接続送電サービス、電灯時間帯別接続送電サービスまたは電灯従量接続送電サービスと動力標準接続送電サービス、動力時間帯別接続送電サービスまたは動力従量接続送電サービスとをあわせて契約する場合、契約設備電力の合計が50キロワット未満となるときの供給電圧は原則として標準電圧100ボルトまたは200ボルトとし、契約設備電力の合計が50キロワット以上となるときの供給電圧は原則として標準電圧6,000ボルトといたします。ただし、契約者が希望され、かつ、電気の使用状態、当社の供給設備の状況等から当社が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、契約設備電力の合計が50キロワット以上であっても、標準電圧100ボルトまたは200ボルトとすることがあります。この場合、当社は、需要者の土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

（５）　受電電圧については発電者に、供給電圧については需要者に特別の事情がある場合または当社の供給設備の都合でやむをえない場合には、（３）または（４）に定める当該標準電圧より上位または下位の電圧で、受電または供

給することがあります。

（６） 周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。

14 発電場所および需要場所

（１） 当社は、原則として、１構内をなすものは１構内を１発電場所または１需要場所とし、これによりがたい場合には、イおよびロによります。ただし、複数の発電設備等を隣接した構内に設置する場合は、正当な理由がない限り、１構内をなすものとみなします。

なお、１構内をなすものとは、さく、へい等によって区切られ公衆が自由に出入りできない区域であって、原則として区域内の各建物が同一会計主体に属するものをいいます。

イ 当社は、１建物をなすものは１建物を１発電場所または１需要場所とし、これによりがたい場合には、ロによります。

なお、１建物をなすものとは、独立した１建物をいいます。ただし、複数の建物であっても、それぞれが地上または地下において連結され、かつ、各建物の所有者および使用者が同一のとき等建物としての一体性を有していると認められる場合は、１建物をなすものとみなします。また、看板灯、庭園灯、門灯等建物に付属した屋外電灯は、建物と同一の発電場所または需要場所といたします。

ロ 構内または建物の特殊な場合には、次によります。

（イ） 居住用の建物の場合

１建物に会計主体の異なる部分がある場合で、次のいずれにも該当するときは、各部分をそれぞれ１発電場所または１需要場所とすることができます。この場合には、共用する部分を原則として１発電場所または１需要場所といたします。

a 各部分の間が固定的な隔壁または扉で明確に区分されていること。

b 各部分の屋内配線設備が相互に分離して施設されていること。

c　各部分が世帯単位の居住に必要な機能（炊事のための設備等）を有すること。

（ロ）　居住用以外の建物の場合

１建物に会計主体の異なる部分がある場合で、各部分の間が固定的な隔壁で明確に区分され、かつ、共用する部分がないときまたは各部分の所有者が異なるときは、各部分をそれぞれ１発電場所または１需要場所とすることができます。この場合には、共用する部分を原則として１発電場所または１需要場所といたします。

（ハ）　居住用部分と居住用以外の部分からなる建物の場合

１建物に居住用部分と居住用以外の部分がある場合は、（ロ）に準ずるものといたします。ただし、アパートと店舗からなる建物等居住用部分と居住用以外の部分の間が固定的な隔壁で明確に区分されている建物の場合は、居住用部分に限り（イ）に準ずるものといたします。

（２）　隣接する複数の構内の場合で、それぞれの構内において営む事業の相互の関連性が高いときは、（１）にかかわらず、その隣接する複数の構内を１発電場所または１需要場所とすることがあります。

（３）　道路その他公共の用に供せられる土地（（１）に定める構内または（２）に定める隣接する複数の構内を除きます。）において、街路灯等が設置されている場合は、その設置されている場所を１発電場所または１需要場所といたします。

（４）　（１）に定める１構内、（１）イに定める１建物、（２）に定める隣接する複数の構内または（３）に定める設置されている場所（以下「原需要場所等」といいます。）において、災害による被害を防ぐための措置、温室効果ガス等の排出の抑制等のための措置、または電気工作物の設置および運用の合理化のための措置その他の電気の使用者の利益に資する措置にともない必要な設備を新たに使用する際に、当該設備が施設された区域または部分（以下「特例区域等」といいます。）の契約者または発電契約者からの申出がある場合で、

次のいずれにも該当するときは、（１）、（２）または（３）にかかわらず、特例区域等を１発電場所または１需要場所といたします。

イ　次の事項について、原需要場所等から特例区域等を除いた区域または部分（以下「非特例区域等」といいます。）の発電者または需要者の承諾をえていること。

（イ）　非特例区域等について、（１）、（２）または（３）に準じて発電場所または需要場所を定めること。

（ロ）　当社が特例区域等における業務を実施するため、43（発電場所および需要場所への立入りによる業務の実施）に準じて、非特例区域等の発電者または需要者の土地または建物に立ち入らせていただく場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただくこと。

ロ　特例区域等と非特例区域等の間が外観上区分されていること。

ハ　特例区域等と非特例区域等の配線設備が相互に分離して施設されていること。

ニ　当社が非特例区域等における業務を実施するため、43（発電場所および需要場所への立入りによる業務の実施）に準じて、特例区域等の発電者または需要者の土地または建物に立ち入らせていただく場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただくこと。

ホ　特例区域等を１発電場所または１需要場所とすることが社会的経済的事情に照らし不適当でなく、他の電気の使用者の利益を著しく阻害するおそれがないこと。

15　供給および契約の単位

（１）　当社は、次の場合を除き、１需要場所について１接続送電サービスまたは１臨時接続送電サービスを適用し、１電気方式、１引込みおよび１計量をもっ

て託送供給を行ない、１発電場所について１系統連系受電サービスを適用（当社が特定契約を締結している場合〔発電契約者が発電者との間で電力受給に関する契約を締結している場合を除きます。〕を除きます。）し、１電気方式、１引込みおよび１計量をもって発電量調整供給を行ないます。

イ　１需要場所につき、（イ）および（ロ）の２臨時接続送電サービスをあわせて契約する場合、または、次の１臨時接続送電サービス（（イ）および（ロ）の２臨時接続送電サービスをあわせて契約する場合またはへの場合は、２臨時接続送電サービスといたします。）とこれ以外の１接続送電サービス（ロまたはへの場合は、２接続送電サービスといたします。）とをあわせて契約する場合

（イ）　電灯臨時定額接続送電サービスおよび電灯臨時接続送電サービスのうちの１臨時接続送電サービス

（ロ）　動力臨時定額接続送電サービスおよび動力臨時接続送電サービスのうちの１臨時接続送電サービス

（ハ）　高圧臨時接続送電サービス

（ニ）　特別高圧臨時接続送電サービス

ロ　電灯または小型機器と動力とをあわせて使用する需要者に供給する場合で、次の２接続送電サービスをあわせて契約するとき。

（イ）　電灯定額接続送電サービス、電灯標準接続送電サービス、電灯時間帯別接続送電サービスおよび電灯従量接続送電サービスのうちの１接続送電サービス

（ロ）　動力標準接続送電サービス、動力時間帯別接続送電サービスおよび動力従量接続送電サービスのうちの１接続送電サービス

ハ　共同引込線による引込みで託送供給または発電量調整供給を行なう場合

ニ　予備送電サービスをあわせて契約する場合

ホ　災害による被害を防ぐための措置、温室効果ガス等の排出の抑制等のための措置、または電気工作物の設置および運用の合理化のための措置その

他の電気の使用者の利益に資する措置にともない、契約者または発電契約者からの申出がある場合で、当社が技術上、保安上適当と認めたとき。

ヘ　（2）イまたはロにより当社が分割接続供給を行なう場合

ト　その他技術上、経済上やむをえない場合等特別の事情がある場合

（2）　接続供給の場合、当社は、あらかじめ定めた発電契約者または電力広域的運営推進機関が定めた発電契約者および需要場所について、１接続供給契約を結び、１需要バランシンググループを設定いたします。この場合、それぞれの需要場所は原則として１接続供給契約に属するものとし、また、当社は、原則として、１契約者に対して１接続供給契約を結びます。

なお、電気鉄道の場合で、負荷が移動するために同一送電系統に属する２以上の供給地点において常時電気の供給を受ける契約者が希望されるときは、その料金その他の供給条件について複数供給地点を１供給地点とみなすことがあります。

また、当社は、分割接続供給の場合、１需要場所につき、２契約者にそれぞれ１接続供給契約を適用し、原則として２接続送電サービスまたは２臨時接続送電サービスを適用のうえ、１電気方式、１引込みおよび１計量をもって次のいずれかの形態で分割接続供給を行ないます。

イ　当社が、１需要場所において、あらかじめ定めた量の電気の供給を行なう契約者（以下「非需要追随供給者」といいます。）およびそれ以外の電気の供給を行なう契約者（以下「需要追随供給者」といいます。）に分割接続供給を行なう形態

なお、非需要追随供給者への分割接続供給は、次のいずれかの方法で行ないます。

（イ）　当社が、通告電力量に応じて分割接続供給を行なう方法

（ロ）　当社が、すべての時間帯において、一定の電力量（原則として、19〔接続送電サービス〕（２）イ（ヘ）ａ、ロまたは20〔臨時接続送電サービス〕（２）ロの非需要追随供給者に係る接続送電サービス契約電力ま

たは臨時接続送電サービス契約電力の値を２で除した値をいいます。以下「ベース電力量」といいます。）で分割接続供給を行なう方法

ロ　当社が、１需要場所において、供給時間帯ごとに、それぞれの契約者に分割接続供給を行なう形態

（３）　振替供給の場合、当社は、原則として、あらかじめ定めた発電契約者または電力広域的運営推進機関が定めた発電契約者（発電契約者が複数ある場合は、同一の一般送配電事業者または同一の配電事業者と発電量調整供給契約を締結するものといたします。）および１供給地点（当社以外の一般送配電事業者または配電事業者との接続供給契約ごとに１供給地点とみなします。）について、１振替供給契約を結びます。

（４）　発電量調整供給の場合、当社は、原則として、あらかじめ定めた発電場所（発電場所が複数ある場合は、同一の一般送配電事業者の供給設備に接続するものといたします。）および発電バランシンググループについて、１発電量調整供給契約を結びます。また、当社は、当社が特定契約を締結している場合（発電契約者が発電者との間で電力受給に関する契約を締結している場合を除きます。）を除き、原則として、あらかじめ定めた発電場所について、１系統連系受電契約を結びます。

なお、低圧の受電地点に係る発電場所および当社または当社の供給区域で事業を営む配電事業者が指定する系統運用上必要な調整機能を有する発電設備等であって別途当社または当社の供給区域で事業を営む配電事業者と調整に関する契約を締結する設備（極短周期成分に対応する周波数制御用の調整機能のみを提供する場合を除きます。以下「調整電源」といいます。）に該当する発電場所は、原則として１発電バランシンググループに属するものといたします。この場合、調整電源に該当する発電場所は、原則として発電場所ごとに発電バランシンググループを設定していただきます。

また、再生可能エネルギー発電設備（再生可能エネルギー特別措置法第２条第２項に定める再生可能エネルギー発電設備をいいます。ただし、特定契

約により再生可能エネルギー電気を供給する事業に係る発電設備等に限ります。）の受電地点に係る発電場所が発電バランシンググループに含まれる場合は、次のとおりといたします。

イ　附則４（発電量調整供給契約についての特別措置［再生可能エネルギー発電設備］）（５）または（６）に該当する場合で、インバランスリスク単価（再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則〔以下「再生可能エネルギー特別措置法施行規則」といいます。〕に定めるインバランスリスクに係る単価をいいます。）が異なる再生可能エネルギー発電設備をあわせて使用されるときは、同一の特定契約に係って受電する電気のみに係る発電バランシンググループ（以下「特例発電バランシンググループ」といいます。）に含まれる再生可能エネルギー発電設備に適用されるインバランスリスク単価が同一となるように特例発電バランシンググループを設定していただきます。

ロ　附則４（発電量調整供給契約についての特別措置［再生可能エネルギー発電設備］）（５）の適用を受ける再生可能エネルギー発電設備の受電地点に係る発電場所は、原則として発電量調整受電計画差対応補給電力料金単価等が異なる複数のバランシンググループに属することはできないものといたします。

ハ　当社または特定送配電事業者の再生可能エネルギー電気卸供給約款にもとづき指定した再生可能エネルギー発電設備から電気を調達する場合、当社または特定送配電事業者の再生可能エネルギー電気卸供給約款にもとづき指定した再生可能エネルギー発電設備とそれ以外の再生可能エネルギー発電設備とが共に含まれないように発電バランシンググループを設定していただきます。この場合、再生可能エネルギー電気卸供給約款に係る発電場所は、１発電量調整供給契約に属するものといたします。

（５）　需要抑制量調整供給の場合、当社は、原則として、あらかじめ定めた需要場所（ただし、需要場所が複数ある場合は、同一の一般送配電事業者の供給

設備に接続するものといたします。また、分割接続供給の場合は、当該需要場所に係る接続供給契約といたします。)および需要抑制バランシンググループについて、１需要抑制量調整供給契約を結びます。

なお、低圧で電気の供給を受ける需要場所および当社または当社の供給区域で事業を営む配電事業者が指定する系統安定上必要な調整機能を有する負荷設備であって別途当社または当社の供給区域で事業を営む配電事業者と調整に関する契約を締結する設備（極短周期成分に対応する周波数制御用の調整機能のみを提供する場合を除きます。以下「調整負荷」といいます。）に該当する需要場所は、１需要抑制バランシンググループに属するものといたします。

また、需要抑制契約者が１需要抑制バランシンググループに係る需要場所を複数とすることを希望される場合は、需要者と電力需給に関する契約等を締結している契約者が同一で、かつ、需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量および需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量の算定方法となる31（電力および電力量の算定）（14）イまたはロが同一となるように需要抑制バランシンググループを設定していただきます。この場合、当該需要場所は複数の需要抑制バランシンググループに属することはできないものといたします。

16　承諾の限界

当社は、法令、電気の需給状況、供給設備の状況、用地事情ならびに料金、この約款によって支払いを要することとなった料金以外の債務（延滞利息、保証金、契約超過金、違約金、工事費負担金その他この約款から生ずる金銭債務〔以下「料金以外の債務」といいます。〕といたします。）および当社と締結する他の契約にもとづく料金等の金銭債務の支払状況その他によってやむをえない場合には、接続供給契約、振替供給契約、発電量調整供給契約、系統連系受電契約または需要抑制量調整供給契約の申込みの全部または一部をお断りすることがあります。この場合は、その理由を契約者、発電契約者、発電者または

需要抑制契約者にお知らせいたします。

17　契約書の作成

当社は、契約者、発電契約者または需要抑制契約者との間で、原則として託送供給または電力量調整供給の開始前に、託送供給または電力量調整供給に関する必要な事項について、契約書を作成いたします。

Ⅲ 料　　金

18 料　　金

料金は、次のとおりといたします。

（１） 契約者に係る料金

イ　契約者に係る料金は、ロによって算定された日程等別料金、24（接続対象計画差対応電力）によって算定された接続対象計画差対応補給電力料金および接続対象計画差対応余剰電力料金ならびに26(給電指令時補給電力)（１）によって算定された給電指令時補給電力料金といたします。

ロ　日程等別料金は、19（接続送電サービス）によって算定された接続送電サービス料金、20（臨時接続送電サービス）によって算定された臨時接続送電サービス料金および21（予備送電サービス）によって算定された予備送電サービス料金（以下「送電サービス料金」といいます。ただし、分割接続供給の場合は、33（料金の算定）(11)、(12) または (13) にもとづき料金の調整を行ないます。）のうち、(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)、(ヘ) または（ト）に定める日が同一となるもの（この場合、当該同一となる日を以下「供給側料金算定日」といいます。）を合計して算定いたします。

（イ） 検 針 日

（ロ） 電灯定額接続送電サービス、電灯臨時定額接続送電サービスおよび動力臨時定額接続送電サービス（以下「定額接続送電サービス」といいます。）の場合または31（電力および電力量の算定）(27) の場合は、その供給地点の属する検針区域の検針日

（ハ） 電灯臨時定額接続送電サービスまたは動力臨時定額接続送電サービスで応当日（その供給地点を新たに設定した日に対応する日をいいます。）にもとづき料金算定期間を定める場合は、応当日

（ニ） 28（検針日）（５）の場合は、実際に検針を行なった日

（ホ） 契約者が供給地点を消滅させる場合は、消滅日（特別の事情があり、

その供給地点の消滅日以降に計量値の確認を行なった場合は、その日といたします。）

（へ） 31（電力および電力量の算定）(31）の場合は、電力量または最大需要電力等が協議によって定められた日

（ト） 当社が分割接続供給を行なう供給地点において、いずれかの契約者に係る接続供給契約が消滅した場合、消滅日（特別の事情があり、その接続供給契約の消滅日以降に計量値の確認を行なった場合は、その日といたします。）

（２） 発電契約者に係る料金

発電契約者に係る料金は、23（発電量調整受電計画差対応電力）によって算定された発電量調整受電計画差対応補給電力料金および発電量調整受電計画差対応余剰電力料金ならびに26（給電指令時補給電力）（２）によって算定された給電指令時補給電力料金といたします。

（３） 発電者に係る料金

イ 発電者に係る料金は、ロによって算定された系統連系受電サービス料金といたします。

ロ 系統連系受電サービス料金は、22（系統連系受電サービス）によって、（イ)、(ロ)、(ハ）または（ニ）に定める日（以下「受電側料金算定日」といいます。）に算定いたします。

（イ） 検 針 日

（ロ） 28（検針日）（５）の場合、実際に検針を行なった日

（ハ） 発電契約者が受電地点を消滅させる場合､消滅日（特別の事情があり、その受電地点の消滅日以降に計量値の確認を行なった場合は、その日といたします。）

（ニ） 31（電力および電力量の算定）(31）の場合、電力量または最大連系電力等が協議によって定められた日

ただし、その１月の発電設備等に係る供給地点における供給側料金算定

日が受電側料金算定日の翌日以降となる場合は供給側料金算定日を受電側料金算定日といたします。

（４） 需要抑制契約者に係る料金

需要抑制契約者に係る料金は、25（需要抑制量調整受電計画差対応電力）によって算定された需要抑制量調整受電計画差対応補給電力料金および需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力料金といたします。

19 接続送電サービス

（１） 適用範囲

小売電気事業、特定送配電事業または自己等への電気の供給の用に供する電気に適用いたします。

（２） 接続送電サービス契約電力等

電灯定額接続送電サービスの適用を受ける場合を除き、接続送電サービス契約電力または接続送電サービス契約容量は、次によって供給地点ごとに定めます。

なお、分割接続供給の場合は、それぞれの契約者に係る接続送電サービス契約電力とあわせて、33（料金の算定）(11）にもとづき料金の調整を行なうために、１供給地点につき、１接続送電サービスを適用したときの接続送電サービス契約電力を定めます。

イ 低圧で供給する場合、または高圧で供給する場合で、接続送電サービス契約電力（分割接続供給の場合は、１供給地点につき、１接続送電サービスを適用したときの接続送電サービス契約電力といたします。）が500キロワット未満のとき。

（イ） 各月の接続送電サービス契約電力は、次の場合を除き、その１月の最大需要電力等と前11月の最大需要電力等のうち、いずれか大きい値といたします。

ａ 新たに接続送電サービスを使用される場合は、料金適用開始の日以

降12月の期間の各月の接続送電サービス契約電力は、その１月の最大需要電力等と料金適用開始の日から前月までの最大需要電力等のうち、いずれか大きい値といたします。ただし、新たに接続送電サービスを使用される前から引き続き当社の供給設備を利用される場合には、新たに接続送電サービスを使用される前の電気の供給は、接続送電サービス契約電力の決定上、接続送電サービスによって受けた供給とみなします。

b　需要場所における受電設備を増加される場合等で、増加された日を含む１月の増加された日以降の期間の最大需要電力等の値がその１月の増加された日の前日までの期間の最大需要電力等と前11月の最大需要電力等のうちいずれか大きい値を上回るときは、その１月の増加された日の前日までの期間の接続送電サービス契約電力は、その期間の最大需要電力等と前11月の最大需要電力等のうちいずれか大きい値とし、その１月の増加された日以降の期間の接続送電サービス契約電力は、その期間の最大需要電力等の値といたします。

c　需要場所における受電設備を減少される場合等で、１年を通じての最大需要電力等が減少することが明らかなときは、減少された日を含む１月の減少された日の前日までの期間の接続送電サービス契約電力は、その期間の最大需要電力等と前11月の最大需要電力等のうちいずれか大きい値とし、減少された日以降12月の期間の各月の接続送電サービス契約電力（減少された日を含む１月の減少された日以降の期間については、その期間の接続送電サービス契約電力といたします。）は、需要場所における負荷設備および受電設備の内容、１年間を通じての最大の負荷、同一業種の負荷率、操業度等を基準として、契約者と当社との協議によって定めた値といたします。ただし、減少された日以降12月の期間で、その１月の最大需要電力等と減少された日から前月までの最大需要電力等のうちいずれか大きい値が契約者と当社と

の協議によって定めた値を上回る場合（減少された日を含む１月の減少された日以降の期間については、その期間の最大需要電力等の値が契約者と当社との協議によって定めた値を上回る場合といたします。）は、接続送電サービス契約電力は、その上回る最大需要電力等の値といたします。

（ロ） 低圧で供給する場合で、契約者が電灯または小型機器を使用する需要者に供給し、かつ、契約者が希望されるときの接続送電サービス契約容量（６キロボルトアンペア以上となるときに限ります。）は、（イ）にかかわらず、契約主開閉器の定格電流にもとづき、別表３（契約電力および契約容量の算定方法）により算定された値とし、接続送電サービス契約電力に代えて適用いたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。

なお、当社は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。

（ハ） 低圧で供給する場合で、契約者が動力を使用する需要者に供給し、かつ、契約者が希望されるときの接続送電サービス契約電力は、（イ）にかかわらず、契約主開閉器の定格電流にもとづき、別表３（契約電力および契約容量の算定方法）により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。

なお、当社は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。

（ニ） （イ）の適用後１年に満たない場合は、（ロ）または（ハ）を適用いたしません。また、（ロ）または（ハ）の適用後１年に満たない場合は、（イ）を適用いたしません。

（ホ） 需要場所における主開閉器（低圧で供給する場合に限ります。）、負荷設備または受電設備を変更される場合は、51（契約の変更）に準じて、あらかじめ申し出ていただきます。

（へ）　分割接続供給の場合におけるそれぞれの契約者に係る接続送電サービス契約電力は、次のとおりといたします。

a　15（供給および契約の単位）（２）イにより当社が分割接続供給を行なう場合

非需要追随供給者に係る接続送電サービス契約電力は、双方の契約者と当社との協議によって定め、需要追随供給者に係る接続送電サービス契約電力は、31（電力および電力量の算定）(19) ロ（イ）または（ロ）で定める最大需要電力等を用いて、イ（イ）に準じて定めます。

b　15（供給および契約の単位）（２）ロにより当社が分割接続供給を行なう場合

それぞれの契約者に係る接続送電サービス契約電力は、31（電力および電力量の算定）(19) ロ（ハ）で定める最大需要電力等を用いて、イ（イ）に準じて定めます。

ロ　高圧で供給する場合で、接続送電サービス契約電力（分割接続供給の場合は、１供給地点につき、１接続送電サービスを適用したときの接続送電サービス契約電力といたします。）が500キロワット以上のときまたは特別高圧で供給する場合

接続送電サービス契約電力は、需要場所における負荷設備および受電設備の内容、１年間を通じての最大の負荷、同一業種の負荷率、操業度等を基準として、契約者と当社との協議によって定めます。

なお、新たに接続送電サービスを使用される場合等で、適当と認められるときは、使用開始の日から１年間に限り、段階的に接続送電サービス契約電力を増加できるものといたします。この場合には、あらかじめ電気使用計画書を提出していただきます。

また、分割接続供給の場合におけるそれぞれの契約者に係る接続送電サービス契約電力は、それぞれの契約者と当社との協議によって定めます。

ハ　イ（イ）により接続送電サービス契約電力を定めている供給地点について、最大需要電力等が500キロワット以上となる場合は、接続送電サービス契約電力をロによってすみやかに定めることとし、それまでの間の接続送電サービス契約電力は、イ（イ）によって定めます。

ニ　高圧または特別高圧で供給する場合で、需要者の発電設備の検査、補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気をあわせて供給するときの接続送電サービス契約電力は、イ、ロまたはハにかかわらず、当該供給分以外の供給分につきイ、ロまたはハに準じて定めた値に、原則として需要者の発電設備の容量を基準として、契約者と当社との協議によって定めた値を加えたものといたします。

なお、当該供給分以外の供給分についてイ（イ）に準ずる場合で、需要場所における負荷設備または受電設備を変更されるときは、51（契約の変更）に準じて、あらかじめ申し出ていただきます。この場合、当社は、必要に応じて、需要者の発電設備の運転に関する記録を契約者から提出していただきます。

また、分割接続供給の場合で、需要者の発電設備の検査、補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気をあわせて供給するときは、原則として、次のとおりといたします。

（イ）　15（供給および契約の単位）（２）イにより当社が分割接続供給を行なう場合

当該不足電力の補給にあてるための電気の供給は、需要追随供給者へ行なうものといたします。この場合、需要追随供給者に係る接続送電サービス契約電力は、イ、ロまたはハにかかわらず、当該供給分以外の供給分につきイ、ロまたはハに準じて定めた値に、原則として需要者の発電設備の容量を基準として、需要追随供給者と当社との協議によって定め

た値を加えたものといたします。

（ロ） 15（供給および契約の単位）（２）ロにより当社が分割接続供給を行なう場合

当該不足電力の補給にあてるための電気の供給は、双方の契約者へ行なうものといたします。この場合、双方の契約者に係る接続送電サービス契約電力は、イ、ロまたはハにかかわらず、当該供給分以外の供給分につきイ、ロまたはハに準じて定めた値に、原則として需要者の発電設備の容量を基準として、それぞれの契約者と当社との協議によって定めた値（双方の契約者に係る接続送電サービスにおいて、同じ値といたします。）を加えたものといたします。

（３） 接続送電サービス料金

接続送電サービス料金は、供給地点ごとに、供給電圧および接続送電サービスの種別に応じて、次の各項により算定いたします。ただし、１供給地点につき２以上の接続送電サービスをあわせて契約する場合または１接続送電サービスにつき２以上の供給地点となる場合の接続送電サービス料金は、接続送電サービスごとに算定いたします。

なお、分割接続供給の場合は、それぞれの契約者に係る接続送電サービス料金とあわせて、33（料金の算定）(11) にもとづき料金の調整を行なうために、1 供給地点につき、1 接続送電サービスを適用したときの接続送電サービス料金を算定いたします。

イ 低圧で供給する場合

（イ） 電灯定額接続送電サービス

ａ 適用範囲

契約者が電灯または小型機器を使用する需要者に供給する場合で、その総容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表４〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）が400ボルトアンペア以下であるとき

に適用いたします。

b　供給電気方式および供給電圧

供給電気方式および供給電圧は、交流単相２線式標準電圧100ボルトまたは200ボルトといたします。ただし、特別の事情がある場合には、交流単相３線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとすることがあります。

c　契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

d　接続送電サービス料金

接続送電サービス料金は、電灯料金および小型機器料金の合計といたします。ただし、電灯料金または小型機器料金は、別表５（離島ユニバーサルサービス調整）（１）イによって算定された離島平均燃料価格が別表５（離島ユニバーサルサービス調整）（１）ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は、別表５（離島ユニバーサルサービス調整）（１）へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表５（離島ユニバーサルサービス調整）（１）イによって算定された離島平均燃料価格が別表５（離島ユニバーサルサービス調整）（１）ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は、別表５（離島ユニバーサルサービス調整）（１）へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

（a）　電灯料金

i　電灯料金は、各契約負荷設備ごとに１月につき次のとおりといたします。

10ワットまでの１灯につき	38円83銭
10ワットをこえ20ワットまでの１灯につき	77円66銭
20ワットをこえ40ワットまでの１灯につき	155円33銭
40ワットをこえ60ワットまでの１灯につき	232円99銭
60ワットをこえ100ワットまでの１灯につき	388円32銭
100ワットをこえる１灯につき50ワットまでごとに	194円16銭

ii　ネオン管灯、けい光灯、水銀灯等は、管灯および付属装置を一括して容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、別表４〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）を算定し、その容量につき１ボルトアンペアを１ワットとみなして電灯料金を適用いたします。

iii　多灯式けい光灯等は、その合計によって容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、別表４〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）を算定し、その容量につき１ボルトアンペアを１ワットとみなして電灯料金を適用いたします。

（ｂ）　小型機器料金

小型機器料金は、各契約負荷設備ごとにその容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、別表４〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）に応じ１月につき次のとおりといたします。

50ボルトアンペアまでの１機器につき	115円98銭
50ボルトアンペアをこえ 100ボルトアンペアまでの１機器につき	231円97銭
100ボルトアンペアをこえる１機器につき 50ボルトアンペアまでごとに	115円98銭

e　そ の 他

特別の事情がある場合は、契約者と当社との協議によって、（ロ）ａ（ｃ）、(ハ) ａまたは（ニ）ａにかかわらず、電灯標準接続送電サービス、電灯時間帯別接続送電サービスまたは電灯従量接続送電サービス（自己等への電気の供給の用に供する接続供給の場合に限ります。）を適用することがあります。

（ロ）　電灯標準接続送電サービス

ａ　適用範囲

契約者が電灯または小型機器を使用する需要者に供給する場合で、次のいずれにも該当するときに適用いたします。

（ａ）　（２）イ（イ）により接続送電サービス契約電力を定める場合は接続送電サービス契約電力が原則として50キロワット未満であり、（２）イ（ロ）により接続送電サービス契約容量を定める場合は接続送電サービス契約容量が原則として50キロボルトアンペア未満であること。

（ｂ）　１需要場所において、動力標準接続送電サービス、動力時間帯別接続送電サービスまたは動力従量接続送電サービスとあわせて契約する場合は、接続送電サービス契約電力の合計または接続送電サービス契約電力と接続送電サービス契約容量との合計（この場合、１キロボルトアンペアを１キロワットとみなします。）が原則として50キロワット未満であること。

（ｃ）　電灯定額接続送電サービスを適用できないこと。

ただし、契約者が希望され、かつ、電気の使用状態、当社の供給設備の状況等から当社が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めた場合は、（ａ）および（ｃ）に該当し、かつ、（ｂ）の接続送電サービス契約電力の合計または接続送電サービス契約電力と接続送電サービス契約容量との合計（この場合、１キロボルトアンペアを１

キロワットとみなします。）が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当社は、需要者の土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

b　供給電気方式および供給電圧

供給電気方式および供給電圧は、交流単相２線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相３線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトといたします。ただし、技術上やむをえない場合には、交流３相３線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

c　接続送電サービス料金

接続送電サービス料金は、基本料金および電力量料金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表５（離島ユニバーサルサービス調整）（１）イによって算定された離島平均燃料価格が別表５（離島ユニバーサルサービス調整）（１）ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は、別表５（離島ユニバーサルサービス調整）（１）へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表５（離島ユニバーサルサービス調整）（１）イによって算定された離島平均燃料価格が別表５（離島ユニバーサルサービス調整）（１）ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は、別表５（離島ユニバーサルサービス調整）（１）へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

（a）　基本料金

基本料金は、１月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

ｉ　（２）イ（イ）により接続送電サービス契約電力を定める場合

１接続送電サービスにつき最初の接続送電サービス 契約電力６キロワットまで	326円70銭
上記をこえる接続送電サービス契約電力 １キロワットにつき	108円90銭

ⅱ　（２）イ（ロ）により接続送電サービス契約容量を定める場合

１接続送電サービスにつき最初の接続送電サービス 契約容量６キロボルトアンペアまで	268円40銭
上記をこえる接続送電サービス契約容量 １キロボルトアンペアにつき	89円10銭

（ｂ）　電力量料金

電力量料金は、その１月の接続供給電力量によって算定いたします。

１キロワット時につき	９円09銭

（ハ）　電灯時間帯別接続送電サービス

ａ　適用範囲

（ロ）ａの適用範囲に該当し、契約者が希望される場合に適用いたします。

ｂ　供給電気方式および供給電圧

供給電気方式および供給電圧は、交流単相２線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相３線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトといたします。ただし、技術上やむをえない場合には、交流３相３線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

ｃ　接続送電サービス料金

接続送電サービス料金は、基本料金および電力量料金の合計といた

します。ただし、電力量料金は、別表５（離島ユニバーサルサービス調整）（１）イによって算定された離島平均燃料価格が別表５（離島ユニバーサルサービス調整）（１）ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は、別表５（離島ユニバーサルサービス調整）（１）へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表５（離島ユニバーサルサービス調整）（１）イによって算定された離島平均燃料価格が別表５（離島ユニバーサルサービス調整）（１）ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は、別表５（離島ユニバーサルサービス調整）（１）へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

（ａ）　基本料金

基本料金は、１月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

ｉ　（２）イ（イ）により接続送電サービス契約電力を定める場合

１接続送電サービスにつき最初の接続送電サービス契約電力６キロワットまで	326円70銭
上記をこえる接続送電サービス契約電力１キロワットにつき	108円90銭

ii　（２）イ（ロ）により接続送電サービス契約容量を定める場合

１接続送電サービスにつき最初の接続送電サービス契約容量６キロボルトアンペアまで	268円40銭
上記をこえる接続送電サービス契約容量１キロボルトアンペアにつき	89円10銭

（ｂ）　電力量料金

電力量料金は、その１月の時間帯別の接続供給電力量によって算

定いたします。

ⅰ　昼間時間

１キロワット時につき	９円52銭

ⅱ　夜間時間

１キロワット時につき	８円65銭

（ニ）　電灯従量接続送電サービス

ａ　適用範囲

（ロ）ａの適用範囲に該当し、自己等への電気の供給の用に供する接続供給の場合で、契約者が希望されるときに適用いたします。

ｂ　供給電気方式および供給電圧

供給電気方式および供給電圧は、交流単相２線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相３線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトといたします。ただし、技術上やむをえない場合には、交流３相３線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

ｃ　接続送電サービス料金

接続送電サービス料金は、その１月の接続供給電力量によって算定いたします。ただし、別表５（離島ユニバーサルサービス調整）（１）イによって算定された離島平均燃料価格が別表５（離島ユニバーサルサービス調整）（１）ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は、別表５（離島ユニバーサルサービス調整）（１）へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表５（離島ユニバーサルサービス調整）（１）イによって算定された離島平均燃料価格が別表５（離島ユニバーサルサービス調整）（１）ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は、別表５（離島ユニバーサルサービス調整）（１）へによって算定された離島ユニバーサルサービス調

整額を加えたものといたします。

１キロワット時につき	14円44銭

（ホ） 動力標準接続送電サービス

ａ 適用範囲

契約者が動力を使用する需要者に供給する場合で、次のいずれにも該当するときに適用いたします。

（ａ） 接続送電サービス契約電力が原則として50キロワット未満であること。

（ｂ） １需要場所において、電灯標準接続送電サービス、電灯時間帯別接続送電サービスまたは電灯従量接続送電サービスとあわせて契約する場合は、接続送電サービス契約電力の合計または接続送電サービス契約電力と接続送電サービス契約容量との合計（この場合、１キロボルトアンペアを１キロワットとみなします。）が原則として50キロワット未満であること。

ただし、契約者が希望され、かつ、電気の使用状態、当社の供給設備の状況等から当社が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めた場合は、（ａ）に該当し、かつ、（ｂ）の接続送電サービス契約電力の合計または接続送電サービス契約電力と接続送電サービス契約容量との合計（この場合、１キロボルトアンペアを１キロワットとみなします。）が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当社は、需要者の土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

ｂ 供給電気方式および供給電圧

供給電気方式および供給電圧は、交流３相３線式標準電圧200ボルトといたします。ただし、技術上やむをえない場合には、交流単相２線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相３線式標準

電圧100ボルトおよび200ボルトとすることがあります。

c　接続送電サービス料金

接続送電サービス料金は、基本料金および電力量料金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表５（離島ユニバーサルサービス調整）（１）イによって算定された離島平均燃料価格が別表５（離島ユニバーサルサービス調整）（１）ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は、別表５（離島ユニバーサルサービス調整）（１）へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表５（離島ユニバーサルサービス調整）（１）イによって算定された離島平均燃料価格が別表５（離島ユニバーサルサービス調整）（１）ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は、別表５（離島ユニバーサルサービス調整）（１）へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

（ａ）　基本料金

基本料金は、１月につき次のとおりといたします。ただし、接続送電サービス契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は、接続送電サービス契約電力が１キロワットの場合の基本料金の半額といたします。また、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

ｉ　（２）イ（イ）により接続送電サービス契約電力を定める場合

接続送電サービス契約電力１キロワットにつき	568円70銭

ii　（２）イ（ハ）により接続送電サービス契約電力を定める場合

接続送電サービス契約電力１キロワットにつき	466円40銭

（ｂ）　電力量料金

電力量料金は、その１月の接続供給電力量によって算定いたします。

１キロワット時につき	６円07銭

（ｃ） そ の 他

接続供給電力量が僅少であるため計量できないことが見込まれる場合等特別の事情がある場合で、当社が適当と認めるときは、基本料金のみといたします。

ｄ そ の 他

変圧器、発電設備等その他を介して、電灯または小型機器を使用することはできません。

（へ） 動力時間帯別接続送電サービス

ａ 適用範囲

（ホ）ａの適用範囲に該当し、契約者が希望される場合に適用いたします。

ｂ 供給電気方式および供給電圧

供給電気方式および供給電圧は、交流３相３線式標準電圧200ボルトといたします。ただし、技術上やむをえない場合には、交流単相２線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相３線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとすることがあります。

ｃ 接続送電サービス料金

接続送電サービス料金は、基本料金および電力量料金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表５（離島ユニバーサルサービス調整）（１）イによって算定された離島平均燃料価格が別表５（離島ユニバーサルサービス調整）（１）ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は､別表５（離島ユニバーサルサービス調整）（１）へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表５（離島ユニバーサルサービス調整）（１）イによって算定された離島平均燃料価格が別表５（離島ユニバーサルサービス調整）

（１）ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は、別表５（離島ユニバーサルサービス調整）（１）へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

（ａ） 基本料金

基本料金は、１月につき次のとおりといたします。ただし、接続送電サービス契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は、接続送電サービス契約電力が１キロワットの場合の基本料金の半額といたします。また、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

ｉ （２）イ（イ）により接続送電サービス契約電力を定める場合

接続送電サービス契約電力１キロワットにつき	568円70銭

ii （２）イ（ハ）により接続送電サービス契約電力を定める場合

接続送電サービス契約電力１キロワットにつき	466円40銭

（ｂ） 電力量料金

電力量料金は、その１月の時間帯別の接続供給電力量によって算定いたします。

ｉ 昼間時間

１キロワット時につき	６円36銭

ii 夜間時間

１キロワット時につき	５円80銭

（ｃ） そ の 他

接続供給電力量が僅少であるため計量できないことが見込まれる場合等特別の事情がある場合で、当社が適当と認めるときは、基本

料金のみといたします。

d　そ の 他

変圧器、発電設備等その他を介して、電灯または小型機器を使用することはできません。

（ト）　動力従量接続送電サービス

a　適用範囲

（ホ）ａの適用範囲に該当し、自己等への電気の供給の用に供する接続供給の場合で、契約者が希望されるときに適用いたします。

b　供給電気方式および供給電圧

供給電気方式および供給電圧は、交流３相３線式標準電圧200ボルトといたします。ただし、技術上やむをえない場合には、交流単相２線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相３線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとすることがあります。

c　接続送電サービス料金

接続送電サービス料金は、その１月の接続供給電力量によって算定いたします。ただし、別表５（離島ユニバーサルサービス調整）（１）イによって算定された離島平均燃料価格が別表５（離島ユニバーサルサービス調整）（１）ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は、別表５（離島ユニバーサルサービス調整）（１）へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表５（離島ユニバーサルサービス調整）（１）イによって算定された離島平均燃料価格が別表５（離島ユニバーサルサービス調整）（１）ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は、別表５（離島ユニバーサルサービス調整）（１）へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

１キロワット時につき	15円40銭

d　そ の 他

変圧器、発電設備等その他を介して、電灯または小型機器を使用することはできません。

ロ　高圧で供給する場合

（イ）　高圧標準接続送電サービス

a　適用範囲

接続送電サービス契約電力（分割接続供給の場合は、１供給地点につき、１接続送電サービスを適用したときの接続送電サービス契約電力といたします。）が原則として50キロワット以上であり、かつ、2,000キロワット未満である場合に適用いたします。ただし、特別の事情がある場合で、契約者の希望があるときは、接続送電サービス契約電力が50キロワット未満である場合についても適用することがあります。

b　供給電気方式および供給電圧

供給電気方式および供給電圧は、交流３相３線式標準電圧6,000ボルトといたします。

c　接続送電サービス料金

接続送電サービス料金は、基本料金および電力量料金の合計といたします。ただし、基本料金は、ニによって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、別表５（離島ユニバーサルサービス調整）（１）イによって算定された離島平均燃料価格が別表５（離島ユニバーサルサービス調整）（１）ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は、別表５（離島ユニバーサルサービス調整）（１）へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表５（離島ユニバーサルサービス調整）（１）イによって算定された離島平均燃料価格が別表５（離島ユニバーサルサービス調整）（１）ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は、別表５（離島ユニバーサルサービス調整）

（１）ヘによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

（ａ） 基本料金

基本料金は、１月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合（21〔予備送電サービス〕によって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は、半額といたします。また、当社が分割接続供給を行なう供給地点において、33（料金の算定）(11）にもとづき料金の調整を行なうために算定する、１供給地点につき、１接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービスの基本料金は、双方の契約者に係る接続送電サービスによる電気をまったく使用しないとき（21〔予備送電サービス〕によって電気を使用したときを除きます。）に限り、半額といたします。

なお、（２）ニによって接続送電サービス契約電力を定める供給地点において電気を使用された場合で、需要者の発電設備の検査、補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気をまったく使用しないときは、当該供給分に相当する基本料金は、半額といたします。ただし、当社が分割接続供給を行なう供給地点において、33（料金の算定）(11）にもとづき料金の調整を行なうために算定する、１供給地点につき、１接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービスにおける当該供給分に相当する基本料金は、双方の契約者に係る接続送電サービスにおいて、需要者の発電設備の検査、補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気をまったく使用しないときに限り、半額といたします。

また、その１月に前月から継続して需要者の発電設備の検査、補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気の供給を受けた期間がある場合で、

その期間が前月の当該電気の供給を受けなかった期間を上回らないときは、その期間における当該電気の供給は、前月におけるものとみなします。

接続送電サービス契約電力１キロワットにつき	658円90銭

（ｂ） 電力量料金

電力量料金は、その１月の接続供給電力量によって算定いたします。

１キロワット時につき	２円43銭

（ロ） 高圧時間帯別接続送電サービス

ａ 適用範囲

（イ） ａの適用範囲に該当し、契約者が希望される場合に適用いたします。

ｂ 供給電気方式および供給電圧

供給電気方式および供給電圧は、交流３相３線式標準電圧6,000ボルトといたします。

ｃ 接続送電サービス料金

接続送電サービス料金は、基本料金および電力量料金の合計といたします。ただし、基本料金は、ニによって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、別表５（離島ユニバーサルサービス調整）（１）イによって算定された離島平均燃料価格が別表５（離島ユニバーサルサービス調整）（１）ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は、別表５（離島ユニバーサルサービス調整）（１）へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表５（離島ユニバーサルサービス調整）（１）イによって算定された離島平均燃料価格が別表５（離島ユニバーサルサービス調整）（１）ロに定める離島基準

燃料価格を上回る場合は、別表５（離島ユニバーサルサービス調整）（１）ヘによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

（ａ） 基本料金

基本料金は、１月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合（21〔予備送電サービス〕によって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は、半額といたします。また、当社が分割接続供給を行なう供給地点において、33（料金の算定）(11）にもとづき料金の調整を行なうために算定する、１供給地点につき、１接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービスの基本料金は、双方の契約者に係る接続送電サービスによる電気をまったく使用しないとき（21〔予備送電サービス〕によって電気を使用したときを除きます。）に限り、半額といたします。

なお、（２）ニによって接続送電サービス契約電力を定める供給地点において電気を使用された場合で、需要者の発電設備の検査、補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気をまったく使用しないときは、当該供給分に相当する基本料金は、半額といたします。ただし、当社が分割接続供給を行なう供給地点において、33（料金の算定）(11）にもとづき料金の調整を行なうために算定する、１供給地点につき、１接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービスにおける当該供給分に相当する基本料金は、双方の契約者に係る接続送電サービスにおいて、需要者の発電設備の検査、補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気をまったく使用しないときに限り、半額といたします。

また、その１月に前月から継続して需要者の発電設備の検査、補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足

電力の補給にあてるための電気の供給を受けた期間がある場合で、その期間が前月の当該電気の供給を受けなかった期間を上回らないときは、その期間における当該電気の供給は、前月におけるものとみなします。

接続送電サービス契約電力１キロワットにつき	658円90銭

（ｂ） 電力量料金

電力量料金は、その１月の時間帯別の接続供給電力量によって算定いたします。

ｉ 昼間時間

１キロワット時につき	２円57銭

ii 夜間時間

１キロワット時につき	２円30銭

（ハ） 高圧従量接続送電サービス

ａ 適用範囲

（イ） ａの適用範囲に該当し、自己等への電気の供給の用に供する接続供給の場合で、契約者が希望されるときに適用いたします。

ｂ 供給電気方式および供給電圧

供給電気方式および供給電圧は、交流３相３線式標準電圧6,000ボルトといたします。

ｃ 接続送電サービス料金

接続送電サービス料金は、その１月の接続供給電力量によって算定いたします。ただし、別表５（離島ユニバーサルサービス調整）（１）イによって算定された離島平均燃料価格が別表５（離島ユニバーサルサービス調整）（１）ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は、

別表５（離島ユニバーサルサービス調整）（１）へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表５（離島ユニバーサルサービス調整）（１）イによって算定された離島平均燃料価格が別表５（離島ユニバーサルサービス調整）（１）ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は、別表５（離島ユニバーサルサービス調整）（１）へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

１キロワット時につき	13円23銭

ハ　特別高圧で供給する場合

（イ）　特別高圧標準接続送電サービス

ａ　適用範囲

接続送電サービス契約電力（分割接続供給の場合は、１供給地点につき、１接続送電サービスを適用したときの接続送電サービス契約電力といたします。）が原則として2,000キロワット以上である場合に適用いたします。

ｂ　供給電気方式および供給電圧

供給電気方式は、交流３相３線式とし、供給電圧は、接続送電サービス契約電力（分割接続供給の場合は、１供給地点につき、１接続送電サービスを適用したときの接続送電サービス契約電力といたします。）に応じて次のとおりといたします。

接続送電サービス契約電力 10,000キロワット未満	標準電圧 20,000ボルト
接続送電サービス契約電力 10,000キロワット以上30,000キロワット未満	標準電圧 60,000ボルト
接続送電サービス契約電力 30,000キロワット以上	標準電圧100,000ボルト

c　接続送電サービス料金

接続送電サービス料金は、基本料金および電力量料金の合計といたします。ただし、基本料金は、ニによって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、別表５（離島ユニバーサルサービス調整）（１）イによって算定された離島平均燃料価格が別表５（離島ユニバーサルサービス調整）（１）ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は、別表５（離島ユニバーサルサービス調整）（１）へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表５（離島ユニバーサルサービス調整）（１）イによって算定された離島平均燃料価格が別表５（離島ユニバーサルサービス調整）（１）ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は、別表５（離島ユニバーサルサービス調整）（１）へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

（ａ）　基本料金

基本料金は、１月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合（21〔予備送電サービス〕によって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は、半額といたします。また、当社が分割接続供給を行なう供給地点において、33（料金の算定）（11）にもとづき料金の調整を行なうために算定する、１供給地点につき、１接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービスの基本料金は、双方の契約者に係る接続送電サービスによる電気をまったく使用しないとき（21〔予備送電サービス〕によって電気を使用したときを除きます。）に限り、半額といたします。

なお、（２）ニによって接続送電サービス契約電力を定める供給地点において電気を使用された場合で、需要者の発電設備の検査、補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不

足電力の補給にあてるための電気をまったく使用しないときは、当該供給分に相当する基本料金は、半額といたします。ただし、当社が分割接続供給を行なう供給地点において、33（料金の算定）(11)にもとづき料金の調整を行なうために算定する、1供給地点につき、1接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービスにおける当該供給分に相当する基本料金は、双方の契約者に係る接続送電サービスにおいて、需要者の発電設備の検査、補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気をまったく使用しないときに限り、半額といたします。

また、その1月に前月から継続して需要者の発電設備の検査、補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気の供給を受けた期間がある場合で、その期間が前月の当該電気の供給を受けなかった期間を上回らないときは、その期間における当該電気の供給は、前月におけるものとみなします。

接続送電サービス契約電力1キロワットにつき	383円90銭

（b） 電力量料金

電力量料金は、その1月の接続供給電力量によって算定いたします。

1キロワット時につき	70銭

（ロ） 特別高圧時間帯別接続送電サービス

a 適用範囲

（イ） aの適用範囲に該当し、契約者が希望される場合に適用いたします。

b 供給電気方式および供給電圧

供給電気方式は、交流3相3線式とし、供給電圧は、接続送電サー

ビス契約電力（分割接続供給の場合は、１供給地点につき、１接続送電サービスを適用したときの接続送電サービス契約電力といたします。）に応じて次のとおりといたします。

接続送電サービス契約電力 10,000キロワット未満	標準電圧 20,000ボルト
接続送電サービス契約電力 10,000キロワット以上30,000キロワット未満	標準電圧 60,000ボルト
接続送電サービス契約電力 30,000キロワット以上	標準電圧100,000ボルト

c　接続送電サービス料金

接続送電サービス料金は、基本料金および電力量料金の合計といたします。ただし、基本料金は、ニによって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、別表５（離島ユニバーサルサービス調整）（１）イによって算定された離島平均燃料価格が別表５（離島ユニバーサルサービス調整）（１）ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は、別表５（離島ユニバーサルサービス調整）（１）へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表５（離島ユニバーサルサービス調整）（１）イによって算定された離島平均燃料価格が別表５（離島ユニバーサルサービス調整）（１）ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は、別表５（離島ユニバーサルサービス調整）（１）へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

（ａ）　基本料金

基本料金は、１月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合（21〔予備送電サービス〕によって電気

を使用した場合を除きます。）の基本料金は、半額といたします。また、当社が分割接続供給を行なう供給地点において、33（料金の算定）(11）にもとづき料金の調整を行なうために算定する、１供給地点につき、１接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービスの基本料金は、双方の契約者に係る接続送電サービスによる電気をまったく使用しないとき（21〔予備送電サービス〕によって電気を使用したときを除きます。）に限り、半額といたします。

なお、（２）ニによって接続送電サービス契約電力を定める供給地点において電気を使用された場合で、需要者の発電設備の検査、補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気をまったく使用しないときは、当該供給分に相当する基本料金は、半額といたします。ただし、当社が分割接続供給を行なう供給地点において、33（料金の算定）(11）にもとづき料金の調整を行なうために算定する、１供給地点につき、１接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービスにおける当該供給分に相当する基本料金は、双方の契約者に係る接続送電サービスにおいて、需要者の発電設備の検査、補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気をまったく使用しないときに限り、半額といたします。

また、その１月に前月から継続して需要者の発電設備の検査、補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気の供給を受けた期間がある場合で、その期間が前月の当該電気の供給を受けなかった期間を上回らないときは、その期間における当該電気の供給は、前月におけるものとみなします。

接続送電サービス契約電力１キロワットにつき	383円90銭

（ｂ） 電力量料金

電力量料金は、その１月の時間帯別の接続供給電力量によって算定いたします。

ｉ 昼間時間

１キロワット時につき	73銭

ii 夜間時間

１キロワット時につき	69銭

（ハ） 特別高圧従量接続送電サービス

ａ 適用範囲

（イ） ａの適用範囲に該当し、自己等への電気の供給の用に供する接続供給の場合で、契約者が希望されるときに適用いたします。

ｂ 供給電気方式および供給電圧

供給電気方式は、交流３相３線式とし、供給電圧は、接続送電サービス契約電力に応じて次のとおりといたします。

接続送電サービス契約電力 10,000キロワット未満	標準電圧 20,000ボルト
接続送電サービス契約電力 10,000キロワット以上30,000キロワット未満	標準電圧 60,000ボルト
接続送電サービス契約電力 30,000キロワット以上	標準電圧100,000ボルト

ｃ 接続送電サービス料金

接続送電サービス料金は、その１月の接続供給電力量によって算定いたします。ただし、別表５（離島ユニバーサルサービス調整）（１）イによって算定された離島平均燃料価格が別表５（離島ユニバーサル

サービス調整）（１）ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は、別表５（離島ユニバーサルサービス調整）（１）へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表５（離島ユニバーサルサービス調整）（１）イによって算定された離島平均燃料価格が別表５（離島ユニバーサルサービス調整）（１）ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は、別表５（離島ユニバーサルサービス調整）（１）へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

１キロワット時につき	７円00銭

ニ　力率割引および割増し

高圧または特別高圧で供給する場合の力率割引および割増しは、次のとおりといたします。

（イ）　力率は、供給地点ごとに、その１月のうち毎日午前８時から午後10時までの時間における平均力率（瞬間力率が進み力率となる場合には、その瞬間力率は、100パーセントといたします。）といたします。この場合、平均力率は、別表６（平均力率の算定）によるものといたします。

なお、まったく電気を使用しないその１月の力率は、85パーセントとみなします。

（ロ）　分割接続供給の場合は、33（料金の算定）(11）にもとづき料金の調整を行なうために、１供給地点につき、１接続送電サービスを適用したときの供給地点ごとの力率を、（イ）に準じて算定いたします。また、それぞれの契約者に係る接続送電サービスの力率は、１供給地点につき、１接続送電サービスを適用した場合の力率と同一の値といたします。ただし、その供給地点において、いずれかの契約者に係る接続送電サービスによる電気をまったく使用しない場合は、当該接続送電サービスについては、その１月の力率を85パーセントとみなします。

（ハ） 力率が、85パーセントを上回る場合は、その上回る１パーセントにつき、基本料金（（２）ニによって接続送電サービス契約電力を定める供給地点において、需要者の発電設備の検査、補修または事故〔停電による停止等を含みます。〕により生じた不足電力の補給にあてるための電気をまったく使用しない場合は、当該供給分以外の供給分に相当する基本料金といたします。）を１パーセント割引し、85パーセントを下回る場合は、その下回る１パーセントにつき、基本料金（（２）ニによって接続送電サービス契約電力を定める供給地点において、需要者の発電設備の検査、補修または事故〔停電による停止等を含みます。〕により生じた不足電力の補給にあてるための電気をまったく使用しない場合は、当該供給分以外の供給分に相当する基本料金といたします。）を１パーセント割増しいたします。

ホ そ の 他

（イ） 接続送電サービス料金の計算における合計金額の単位は、１円とし、その端数は、切り捨てます。

（ロ） 電灯時間帯別接続送電サービス、動力時間帯別接続送電サービス、高圧時間帯別接続送電サービスまたは特別高圧時間帯別接続送電サービス（以下「時間帯別接続送電サービス」といいます。）の適用後１年に満たない場合は、電灯標準接続送電サービス、動力標準接続送電サービス、高圧標準接続送電サービスもしくは特別高圧標準接続送電サービス（以下「標準接続送電サービス」といいます。）または電灯従量接続送電サービス、動力従量接続送電サービス、高圧従量接続送電サービスもしくは特別高圧従量接続送電サービス（以下「従量接続送電サービス」といいます。）を適用いたしません。また、従量接続送電サービスの適用後１年に満たない場合は、標準接続送電サービスまたは時間帯別接続送電サービスを適用いたしません。

（ハ） 時間帯別接続送電サービスまたは従量接続送電サービスから標準接続

送電サービスに変更された後１年に満たない場合は、時間帯別接続送電サービスまたは従量接続送電サービスを適用いたしません。

（ニ）　33（料金の算定）(11）にもとづき料金の調整を行なうための、１供給地点につき、１接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービスの種別を定めた後１年に満たないときの取扱いは、（ロ）および（ハ）に準ずるものといたします。

（ホ）　（２）ニによって接続送電サービス契約電力を定める供給地点において、需要者の発電設備の検査、補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気を使用される場合は、使用開始の時刻と使用休止の時刻とをあらかじめ契約者から当社に通知していただきます。ただし、事故その他やむをえない場合は、使用開始後すみやかに契約者から当社に通知していただきます。

（ヘ）　当社は、必要に応じて、需要者の発電設備の運転に関する記録を契約者から提出していただきます。

（４）　１年を通じての最大需要電力等が夜間時間に発生する場合の取扱い

高圧または特別高圧で供給する場合で、需要者が昼間時間から夜間時間への負荷移行を行なった結果、１年を通じての最大需要電力等が夜間時間に発生し、かつ、契約者が標準接続送電サービスまたは時間帯別接続送電サービスの適用を受け、契約者と当社との協議がととのったときのその供給地点の各月の接続送電サービス料金は、(３)によって算定された金額から、イによって算定された金額（以下「ピークシフト割引額」といいます。）を差し引いたものといたします。

イ　ピークシフト割引額

ピークシフト割引額は、１月につき次の式により算定された金額といたします。ただし、まったく電気を使用しない場合（21〔予備送電サービス〕によって電気を使用した場合を除きます。）のピークシフト割引額は、半額といたします。

ピークシフト割引額＝次に定める割引単価×ロのピークシフト電力

ピークシフト電力 １キロワットにつき	高圧で供給する場合	559円90銭
	特別高圧で供給する場合	326円70銭

ロ　ピークシフト電力

ピークシフト電力は、需要者の負荷移行により昼間時間から夜間時間に移行された増分電力をいい、その需要者の接続送電サービス契約電力からその需要者の１年を通じての昼間時間における接続供給電力の最大値を差し引いた値を上限として、夜間時間に移行する負荷設備の容量（キロワット）等にもとづき、あらかじめ契約者と当社との協議によって定めます。

なお、分割接続供給の場合は、それぞれの契約者に係るピークシフト電力とあわせて、33（料金の算定）(11）にもとづき料金の調整を行なうために、１供給地点につき、１接続送電サービスを適用したときのピークシフト電力を、あらかじめ双方の契約者と当社との協議によって定めます。

また､各月の昼間時間における接続供給電力の最大値の実績等から､ピークシフト電力が不適当と認められる場合には、すみやかにピークシフト電力を適正なものに変更していただきます。

ハ　１年を通じて夜間時間に最大需要電力等が発生しないことが明らかになった場合等については、本取扱いの適用をただちに解消いたします。

なお、それが本取扱い適用後１年に満たない場合は、既に適用したピークシフト割引額の合計金額を本取扱いの適用が解消された月の接続送電サービス料金に加算したものをその月の接続送電サービス料金として算定いたします。

20　臨時接続送電サービス

（１）　適用範囲

契約使用期間が１年未満の場合において、小売電気事業、特定送配電事業

または自己等への電気の供給の用に供する電気に適用いたします。ただし、毎年、一定期間を限り、反復利用するものには適用いたしません。

（２）　臨時接続送電サービス契約電力等

電灯臨時定額接続送電サービスの適用を受ける場合を除き、臨時接続送電サービス契約容量または臨時接続送電サービス契約電力は、次によって供給地点ごとに定めます。

なお、分割接続供給の場合は、それぞれの契約者に係る臨時接続送電サービス契約電力とあわせて、33（料金の算定）(12) にもとづき料金の調整を行なうために、１供給地点につき、１臨時接続送電サービスを適用したときの臨時接続送電サービス契約電力を定めます。

イ　低圧で供給する場合

（イ）　契約者が電灯または小型機器を使用する需要者に供給する場合

次により、臨時接続送電サービス契約容量を定めます。

ａ　臨時接続送電サービス契約容量は、契約負荷設備の総容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表４〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）に次の係数を乗じてえた値といたします。ただし、差込口の数と電気機器の数が異なる場合等特別の事情がある場合は、別表７（契約負荷設備の総容量の算定）によって総容量を定めます。

最初の６キロボルトアンペアにつき	95パーセント
次の14キロボルトアンペアにつき	85パーセント
次の30キロボルトアンペアにつき	75パーセント
50キロボルトアンペアをこえる部分につき	65パーセント

ｂ　契約者が契約主開閉器により臨時接続送電サービス契約容量（６キロボルトアンペア以上となる場合に限ります。）を定めることを希望される場合には、臨時接続送電サービス契約容量は、ａにかかわらず、

契約主開閉器の定格電流にもとづき、別表３（契約電力および契約容量の算定方法）により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。

なお、当社は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。

c　特別の事情がある場合には、臨時接続送電サービス契約容量は、aにかかわらず、契約者と当社との協議によって定めた値とすることがあります。

（ロ）　契約者が動力を使用する需要者に供給する場合

次により、臨時接続送電サービス契約電力を定めます。

a　臨時接続送電サービス契約電力は、契約負荷設備の各入力（出力で表示されている場合等は、別表４〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）についてそれぞれ次の（ａ）の係数を乗じてえた値の合計に（ｂ）の係数を乗じてえた値といたします。ただし、電気機器の試験用に電気を使用される場合等特別の事情がある場合は、その回路において使用される最大電流を制限できる遮断器その他の適当な装置を契約者または需要者に施設していただき、その容量を当該回路において使用される契約負荷設備の入力とみなします。この場合、その容量は別表３（契約電力および契約容量の算定方法）に準じて算定いたします。

（ａ）　契約負荷設備のうち

最大の入力のものから	最初の２台の入力につき	100パーセント
	次の２台の入力につき	95パーセント
	上記以外のものの入力につき	90パーセント

（b）　（a）によってえた値の合計のうち

最初の６キロワットにつき	100パーセント
次の14キロワットにつき	90パーセント
次の30キロワットにつき	80パーセント
50キロワットをこえる部分につき	70パーセント

b　契約者が契約主開閉器により臨時接続送電サービス契約電力を定めることを希望される場合には、臨時接続送電サービス契約電力は、aにかかわらず、契約主開閉器の定格電流にもとづき、別表３（契約電力および契約容量の算定方法）により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。

なお、当社は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。

ロ　高圧または特別高圧で供給する場合

臨時接続送電サービス契約電力（分割接続供給の場合は、１供給地点につき、１臨時接続送電サービスを適用したときの臨時接続送電サービス契約電力といたします。）は、需要場所において使用される負荷設備および受電設備の内容、同一業種の負荷率、操業度等を基準として、契約者と当社との協議により供給地点ごとに定めます。

なお、分割接続供給の場合におけるそれぞれの契約者に係る臨時接続送電サービス契約電力は、それぞれの契約者と当社との協議によって定めます。

（３）　臨時接続送電サービス料金

臨時接続送電サービス料金は、供給地点ごとに、供給電圧および臨時接続送電サービスの種別に応じて、次の各項により算定いたします。

なお、分割接続供給の場合は、それぞれの契約者に係る臨時接続送電サービス料金とあわせて、33（料金の算定）(12) にもとづき料金の調整を行な

うために、１供給地点につき、１臨時接続送電サービスを適用したときの臨時接続送電サービス料金を算定いたします。

イ　低圧で供給する場合

（イ）　電灯臨時定額接続送電サービス

ａ　適用範囲

契約者が電灯または小型機器を使用する需要者に供給する場合で、その総容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表４〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）が３キロボルトアンペア以下であるときに適用いたします。

ｂ　供給電気方式および供給電圧

供給電気方式および供給電圧は、交流単相２線式標準電圧100ボルトまたは交流単相３線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトといたします。ただし、技術上やむをえない場合には、交流単相２線式標準電圧200ボルトまたは交流３相３線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

ｃ　臨時接続送電サービス料金

臨時接続送電サービス料金は、契約負荷設備の総容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表４〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）によって１日につき次によって算定された金額といたします。ただし、別表５（離島ユニバーサルサービス調整）（１）イによって算定された離島平均燃料価格が別表５（離島ユニバーサルサービス調整）（１）ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は、別表５（離島ユニバーサルサービス調整）（１）ヘによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表５（離島ユニバーサルサービス調整）（１）イによって算定された離島平均燃料価格が

別表５（離島ユニバーサルサービス調整）（１）ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は、別表５（離島ユニバーサルサービス調整）（１）へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

総容量が50ボルトアンペアまでの場合	３円44銭
総容量が50ボルトアンペアをこえ 100ボルトアンペアまでの場合	６円89銭
総容量が100ボルトアンペアをこえ 500ボルトアンペアまでの場合 100ボルトアンペアまでごとに	６円89銭
総容量が500ボルトアンペアをこえ １キロボルトアンペアまでの場合	68円85銭
総容量が１キロボルトアンペアをこえ ３キロボルトアンペアまでの場合 １キロボルトアンペアまでごとに	68円85銭

（ロ）　電灯臨時接続送電サービス

ａ　適用範囲

契約者が電灯または小型機器を使用する需要者に供給する場合で、次のいずれにも該当するときに適用いたします。

（ａ）　臨時接続送電サービス契約容量を定める場合は、臨時接続送電サービス契約容量が原則として50キロボルトアンペア未満であること。

（ｂ）　電灯臨時定額接続送電サービスを適用できないこと。

ｂ　供給電気方式および供給電圧

供給電気方式および供給電圧は、交流単相２線式標準電圧100ボルトまたは交流単相３線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトといたします。ただし、技術上やむをえない場合には、交流単相２線式標準電

圧200ボルトまたは交流３相３線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

c　臨時接続送電サービス料金

臨時接続送電サービス料金は、基本料金および電力量料金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表５（離島ユニバーサルサービス調整）（１）イによって算定された離島平均燃料価格が別表５（離島ユニバーサルサービス調整）（１）ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は、別表５（離島ユニバーサルサービス調整）（１）へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表５（離島ユニバーサルサービス調整）（１）イによって算定された離島平均燃料価格が別表５（離島ユニバーサルサービス調整）（１）ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は、別表５（離島ユニバーサルサービス調整）（１）へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

（ａ）　基本料金

基本料金は、１月につき19（接続送電サービス）（３）イ（ロ）ｃ（ａ）ⅱにおいて適用される該当基本料金率の10パーセントを割増ししたものを適用いたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

（ｂ）　電力量料金

電力量料金は、その１月の接続供給電力量によって算定いたします。

１キロワット時につき	10円00銭

（ハ）　動力臨時定額接続送電サービス

a　適用範囲

契約者が動力を使用する需要者に供給する場合で、臨時接続送電サービス契約電力が５キロワット以下であるときに適用いたします。

b　供給電気方式および供給電圧

供給電気方式および供給電圧は、交流３相３線式標準電圧200ボルトといたします。ただし、技術上やむをえない場合には、交流単相２線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相３線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとすることがあります。

c　臨時接続送電サービス料金

臨時接続送電サービス料金は、次のとおりといたします。ただし、臨時接続送電サービス契約電力が0.5キロワットの場合の臨時接続送電サービス料金は、臨時接続送電サービス契約電力が１キロワットの場合の該当料金の半額といたします。また、別表５（離島ユニバーサルサービス調整）（１）イによって算定された離島平均燃料価格が別表５（離島ユニバーサルサービス調整）（１）ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は、別表５（離島ユニバーサルサービス調整）（１）へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表５（離島ユニバーサルサービス調整）（１）イによって算定された離島平均燃料価格が別表５（離島ユニバーサルサービス調整）（１）ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は、別表５（離島ユニバーサルサービス調整）（１）へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

臨時接続送電サービス契約電力１キロワット１日につき	98円84銭

d　そ の 他

当社が適当と認める場合には、動力臨時接続送電サービスを適用することがあります。

（ニ）　動力臨時接続送電サービス

a　適用範囲

契約者が動力を使用する需要者に供給する場合で、臨時接続送電

サービス契約電力が原則として５キロワットをこえ、50キロワット未満であるときに適用いたします。

b　供給電気方式および供給電圧

供給電気方式および供給電圧は、交流３相３線式標準電圧200ボルトといたします。ただし、技術上やむをえない場合には、交流単相２線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相３線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとすることがあります。

c　臨時接続送電サービス料金

臨時接続送電サービス料金は、基本料金および電力量料金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表５（離島ユニバーサルサービス調整）（１）イによって算定された離島平均燃料価格が別表５（離島ユニバーサルサービス調整）（１）ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は、別表５（離島ユニバーサルサービス調整）（１）へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表５（離島ユニバーサルサービス調整）（１）イによって算定された離島平均燃料価格が別表５（離島ユニバーサルサービス調整）（１）ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は、別表５（離島ユニバーサルサービス調整）（１）へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

（a）　基本料金

基本料金は、１月につき19（接続送電サービス）（３）イ（ホ）c（a）iiにおいて適用される該当基本料金率の20パーセントを割増ししたものを適用いたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

（b）　電力量料金

電力量料金は、その１月の接続供給電力量によって算定いたします。

１キロワット時につき	７円28銭

ロ　高圧で供給する場合

臨時接続送電サービスの種別は、高圧臨時接続送電サービスといたします。

（イ）　適用範囲

臨時接続送電サービス契約電力（分割接続供給の場合は、１供給地点につき、１臨時接続送電サービスを適用したときの臨時接続送電サービス契約電力といたします。）が原則として50キロワット以上であり、かつ、2,000キロワット未満である場合に適用いたします。

（ロ）　供給電気方式および供給電圧

供給電気方式および供給電圧は、交流３相３線式標準電圧6,000ボルトといたします。

（ハ）　臨時接続送電サービス料金

臨時接続送電サービス料金は、基本料金および電力量料金の合計といたします。ただし、基本料金は、ニによって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、別表５（離島ユニバーサルサービス調整）（１）イによって算定された離島平均燃料価格が別表５（離島ユニバーサルサービス調整）（１）ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は、別表５（離島ユニバーサルサービス調整）（１）へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表５（離島ユニバーサルサービス調整）（１）イによって算定された離島平均燃料価格が別表５（離島ユニバーサルサービス調整）（１）ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は、別表５（離島ユニバーサルサービス調整）（１）へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

ａ　基本料金

基本料金は、１月につき19（接続送電サービス）（３）ロ（イ）ｃ（ａ）において適用される該当基本料金率の20パーセントを割増ししたものを適用いたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料

金は、半額といたします。また、当社が分割接続供給を行なう供給地点において、33（料金の算定）(12) にもとづき料金の調整を行なうために算定する、１供給地点につき、１臨時接続送電サービスを適用した場合の臨時接続送電サービスの基本料金は、双方の契約者に係る臨時接続送電サービスによる電気をまったく使用しないときに限り、半額といたします。

ｂ　電力量料金

電力量料金は、その１月の接続供給電力量によって算定いたします。

１キロワット時につき	２円92銭

ハ　特別高圧で供給する場合

臨時接続送電サービスの種別は、特別高圧臨時接続送電サービスといたします。

（イ）　適用範囲

臨時接続送電サービス契約電力（分割接続供給の場合は、１供給地点につき、１臨時接続送電サービスを適用したときの臨時接続送電サービス契約電力といたします。）が原則として2,000キロワット以上である場合に適用いたします。

（ロ）　供給電気方式および供給電圧

供給電気方式は、交流３相３線式とし、供給電圧は、臨時接続送電サービス契約電力（分割接続供給の場合は、１供給地点につき、１臨時接続送電サービスを適用したときの臨時接続送電サービス契約電力といたします。）に応じて次のとおりといたします。

臨時接続送電サービス契約電力 10,000キロワット未満	標準電圧 20,000ボルト
臨時接続送電サービス契約電力 10,000キロワット以上30,000キロワット未満	標準電圧 60,000ボルト
臨時接続送電サービス契約電力 30,000キロワット以上	標準電圧100,000ボルト

（ハ）　臨時接続送電サービス料金

臨時接続送電サービス料金は、基本料金および電力量料金の合計といたします。ただし、基本料金は、ニによって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、別表５（離島ユニバーサルサービス調整）（１）イによって算定された離島平均燃料価格が別表５（離島ユニバーサルサービス調整）（１）ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は、別表５（離島ユニバーサルサービス調整）（１）へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表５（離島ユニバーサルサービス調整）（１）イによって算定された離島平均燃料価格が別表５（離島ユニバーサルサービス調整）（１）ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は、別表５（離島ユニバーサルサービス調整）（１）へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

ａ　基本料金

基本料金は、１月につき19（接続送電サービス）（３）ハ（イ）ｃ（ａ）において適用される該当基本料金率の20パーセントを割増ししたものを適用いたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。また、当社が分割接続供給を行なう供給地点において、33（料金の算定）（12）にもとづき料金の調整を行なうために算定する、１供給地点につき、１臨時接続送電サービスを適用

した場合の臨時接続送電サービスの基本料金は、双方の契約者に係る臨時接続送電サービスによる電気をまったく使用しないときに限り、半額といたします。

b　電力量料金

電力量料金は、その１月の接続供給電力量によって算定いたします。

１キロワット時につき	85銭

ニ　力率割引および割増し

高圧または特別高圧で供給する場合の力率割引および割増しは、19（接続送電サービス）（３）ニに準じて適用いたします。

ホ　そ の 他

臨時接続送電サービス料金の計算における合計金額の単位は、１円とし、その端数は、切り捨てます。

（４）　そ の 他

イ　当社は、原則として供給設備を常置いたしません。

ロ　契約使用期間満了後さらに継続して臨時接続送電サービスを利用することを希望される場合で、契約使用期間満了の日の翌日から新たに定める契約使用期間満了の日までが１年未満となるときは、臨時接続送電サービスを適用いたします。

ハ　その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、19（接続送電サービス）に準ずるものといたします。ただし、19（接続送電サービス）（４）は、適用いたしません。

21　予備送電サービス

（１）　適用範囲

高圧または特別高圧で受電または供給する場合で、19（接続送電サービス）を利用される契約者または発電契約者が受電地点または供給地点ごとに予備

電線路の利用を希望される次の場合に適用いたします。

イ　予備送電サービスＡ

常時利用変電所から常時利用と同位の電圧で利用する場合

ロ　予備送電サービスＢ

常時利用変電所以外の変電所を利用する場合または常時利用変電所から常時利用と異なった電圧（高圧および特別高圧に限ります。）で利用する場合

（２）　予備送電サービス契約電力

予備送電サービス契約電力は、受電地点については当該受電地点における契約受電電力の値、供給地点については当該供給地点における接続送電サービス契約電力の値とし、受電地点および供給地点ごとに定めます。ただし、契約者または発電契約者に特別の事情がある場合で、契約者または発電契約者が契約受電電力または接続送電サービス契約電力の値と異なる予備送電サービス契約電力を希望されるときの予備送電サービス契約電力は、発電場所における発電設備等の出力および負荷の実情ならびに需要場所における１年間を通じての最大の負荷等負荷の実情に応じて、契約者または発電契約者と当社との協議により、受電地点および供給地点ごとに定めます。この場合の予備送電サービス契約電力は、原則として50キロワットを下回らないものといたします。

（３）　予備送電サービス料金

予備送電サービス料金は、供給地点ごとに、予備送電サービスの利用の有無にかかわらず、１月につき次のとおりといたします。

なお、供給地点における予備送電サービスによって使用した電気の電力量は、19（接続送電サービス）によって使用した電気の電力量とみなします。

また、特別高圧で常時利用される供給地点で、高圧で予備送電サービスを利用される場合には、予備送電サービスの供給電圧は、常時利用される電圧と同位の電圧とみなします。この場合、予備送電サービス契約電力および予

備送電サービスによって使用した電気の電力量は、予備送電サービス料金および接続送電サービス料金の算定上、常時利用される電圧と同位の電圧にするために修正したものといたします。

イ　予備送電サービスＡ

予備送電サービス契約電力１キロワットにつき	高圧で供給する場合	111円10銭
	特別高圧で供給する場合	70円40銭

ロ　予備送電サービスＢ

予備送電サービス契約電力１キロワットにつき	高圧で供給する場合	167円20銭
	特別高圧で供給する場合	94円60銭

（４）　力率割引および割増し

力率割引および割増しはいたしません。ただし、19（接続送電サービス）（３）ニの力率割引および割増しの適用上、供給地点における予備送電サービスによって使用した電気の電力量は、原則として19（接続送電サービス）によって使用した電気の電力量とみなします。

（５）　そ の 他

イ　予備送電サービス料金の計算における合計金額の単位は、１円とし、その端数は、切り捨てます。

ロ　受電地点の予備送電サービスは、他の発電量調整供給契約等と共用することができます。

ハ　契約者または発電契約者が希望される場合は、受電地点または供給地点ごとに予備送電サービスＡと予備送電サービスＢとをあわせて利用するこ

とができます。

ニ　当社が分割接続供給を行なう供給地点において、予備電線路の利用を希望される場合は、原則として、それぞれの契約者が適用している接続送電サービスごとに予備送電サービスを適用するものとし、それぞれの契約者に係る予備送電サービスの取扱いは、（１）、（２）、（３）、（４）、（５）イ、（５）ロおよび（５）ハに準ずるものといたします。また、この場合は、33（料金の算定）(13）にもとづき料金の調整を行なうために、１供給地点につき、１予備送電サービスを適用したときの予備送電サービス料金をあわせて算定するものとし、当該予備送電サービスの取扱いは、（１）、（２）、（３）、（４）、（５）イ、（５）ロおよび（５）ハに準ずるものといたします。

ホ　その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、接続供給の場合は19（接続送電サービス）に準ずるものといたします。

22　系統連系受電サービス

（１）　適用範囲

小売電気事業、当社以外の一般送配電事業、特定送配電事業または自己等への電気の供給の用に供するために当社が受電する電気に適用いたします。ただし、当社との特定契約に係る電気には適用いたしません。

（２）　系統連系受電課金対象電力

各月の系統連系受電課金対象電力は、次によって受電地点ごとに、発電バランシンググループごとに定めます。

イ　発電場所が１発電バランシンググループに属している場合

（イ）　発電設備等に係る供給地点において電灯定額接続送電サービスが適用されている場合

系統連系受電課金対象電力は、同時最大受電電力といたします。

（ロ）　（イ）以外の場合

系統連系受電課金対象電力は、同時最大受電電力から発電設備等に係る供給地点におけるその１月の接続送電サービス契約電力（発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は、１接続送電サービスを適用したときのその１月の接続送電サービス契約電力といたします。）を差し引いた値といたします。ただし、差し引いた値が零を下回る場合の系統連系受電課金対象電力は、零といたします。

ロ　発電場所が複数の発電バランシンググループに属している場合

（イ）　発電設備等に係る供給地点において電灯定額接続送電サービスが適用されている場合

発電バランシンググループごとの系統連系受電課金対象電力は、同時最大受電電力を契約受電電力の比であん分してえた値といたします。

（ロ）　（イ）以外の場合

発電バランシンググループごとの系統連系受電課金対象電力は、同時最大受電電力を契約受電電力の比であん分してえた値から、発電設備等に係る供給地点のその１月の接続送電サービス契約電力（発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は、１接続送電サービスを適用したときのその１月の接続送電サービス契約電力といたします。）を契約受電電力の比であん分してえた値を差し引いた値といたします。ただし、差し引いた値が零を下回る場合の系統連系受電課金対象電力は、零といたします。

ハ　イおよびロにおいて、系統連系受電課金対象電力の算定上、次のものについても接続送電サービス契約電力１キロワットとみなします。

（イ）　臨時接続送電サービス契約電力（発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は、１臨時接続送電サービスを適用したときの臨時接続送電サービス契約電力といたします。）１キロワット

（ロ）　接続送電サービス契約容量または臨時接続送電サービス契約容量１キ

ロボルトアンペア

（ハ）　電灯臨時定額接続送電サービスにおける契約負荷設備の総容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表４〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）１キロボルトアンペア

ただし、電灯臨時定額接続送電サービスにおける契約負荷設備の総容量の端数は、小数点以下第１位で四捨五入いたします。

（ニ）　附則３（揚水発電設備等が設置された需要場所に接続供給を行なう場合の特別措置）の適用を受けている場合の接続供給課金対象電力（揚水発電設備または蓄電池〔以下「揚水発電設備等」といいます。〕に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は、１接続送電サービスまたは１臨時接続送電サービスを適用したときの接続供給課金対象電力といたします。）１キロワット

（３）　系統連系受電サービス料金

系統連系受電サービス料金は、受電地点ごとに、発電バランシンググループごとに算定された基本料金および電力量料金の合計から系統設備効率化割引額を差し引いたものといたします。

イ　基本料金

基本料金は、１月につき次のとおりといたします。ただし、まったく発電または放電しない場合（他の発電量調整供給契約等と同一計量する場合等は、その１月のすべての発電量調整供給等に係る発電量調整受電電力量等が零であるときに限ります。）の基本料金は、半額といたします。

系統連系受電課金対象電力１キロワットにつき	85円02銭

ロ　電力量料金

電力量料金は、その１月の発電量調整受電電力量によって算定いたします。

１キロワット時につき	28銭

ハ　系統設備効率化割引

系統設備効率化割引は、基幹系統設備効率化および送電ロス削減割引（以下「系統設備効率化割引Ａ」といいます。）および特別高圧系統設備効率化割引（以下「系統設備効率化割引Ｂ」といいます。）とし、受電地点ごとに、発電バランシンググループごとに、次により算定いたします。

（イ）　適　　用

ａ　系統設備効率化割引Ａ

受電地点について当社が選定した変電所等（以下「連系変電所等」といいます。）が割引対象変電所等（別表２〔系統設備効率化割引の対象変電所等〕（１）に定める割引区分Ａ－１、Ａ－２またはＡ－３に該当する変電所等といたします。）の場合に適用いたします。

なお、連系変電所等は、あらかじめ発電者にお知らせいたします。

ｂ　系統設備効率化割引Ｂ

低圧または高圧で受電する場合で、連系変電所等が割引対象変電所等（別表２〔系統設備効率化割引の対象変電所等〕（１）に定める割引区分Ｂ－１またはＢ－２に該当する変電所等といたします。）のときに適用いたします。

なお、連系変電所等は、あらかじめ発電者にお知らせいたします。

（ロ）　系統設備効率化割引単価

系統設備効率化割引単価は、ａの系統設備効率化割引Ａ単価およびｂの系統設備効率化割引Ｂ単価を合計した値といたします。

ａ　系統設備効率化割引Ａ単価

系統設備効率化割引Ａに係る単価とし、１月につき次のとおりといたします。

（ａ）　受電電圧が標準電圧100,000ボルトをこえる場合

	連系変電所等	単　価
系統連系受電課金対象電力１キロワットにつき	別表２（系統設備効率化割引の対象変電所等）（１）の割引区分Ａ－１の場合	37円24銭
	別表２（系統設備効率化割引の対象変電所等）（１）の割引区分Ａ－２の場合	６円79銭
	別表２（系統設備効率化割引の対象変電所等）（１）の割引区分Ａ－３の場合	３円39銭

（ｂ）　（ａ）以外の場合

	連系変電所等	単　価
系統連系受電課金対象電力１キロワットにつき	別表２（系統設備効率化割引の対象変電所等）（１）の割引区分Ａ－１の場合	37円24銭
	別表２（系統設備効率化割引の対象変電所等）（１）の割引区分Ａ－２の場合	13円56銭
	別表２（系統設備効率化割引の対象変電所等）（１）の割引区分Ａ－３の場合	６円79銭

ｂ　系統設備効率化割引Ｂ単価

系統設備効率化割引Ｂに係る単価とし、１月につき次のとおりといたします。

	連系変電所等	単　価
系統連系受電課金対象電力１キロワットにつき	別表２（系統設備効率化割引の対象変電所等）（１）の割引区分Ｂ－１の場合	39円69銭
	別表２（系統設備効率化割引の対象変電所等）（１）の割引区分Ｂ－２の場合	14円47銭

（ハ）　系統設備効率化割引額

系統設備効率化割引額は、（２）の系統連系受電課金対象電力に（ロ）の系統設備効率化割引単価を乗じてえた金額といたします。ただし、まったく発電または放電しない場合（他の発電量調整供給契約等と同一計量する場合等は、その１月のすべての発電量調整供給等に係る発電量調整受電電力量等が零であるときに限ります。）の系統設備効率化割引額は、半額といたします。

ニ　そ の 他

系統連系受電サービス料金の計算における合計金額の単位は、１円とし、その端数は、切り捨てます。

23　発電量調整受電計画差対応電力

（１）　適　　用

発電バランシンググループにおいて、39（給電指令の実施等）（５）または（６）により補給される電気を使用されていないときに適用いたします。

（２）　発電量調整受電計画差対応電力

イ　発電量調整受電計画差対応補給電力

（イ）　適用範囲

30分ごとの発電量調整受電電力量が、その30分の発電量調整受電計画

電力量を下回る場合に生じた不足電力の補給にあてるための電気に適用いたします。

（ロ）　発電量調整受電計画差対応補給電力料金

発電量調整受電計画差対応補給電力料金は、30分ごとの発電量調整受電計画差対応補給電力量に（ハ）の発電量調整受電計画差対応補給電力料金単価を適用してえられる金額のその１月の合計といたします。

（ハ）　発電量調整受電計画差対応補給電力料金単価

発電量調整受電計画差対応補給電力料金単価は、一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則（以下「託送供給等約款料金算定規則」といいます。）第27条にもとづきインバランス料金として算定される金額に消費税等相当額（消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。）を加えた金額とし、当社が30分ごとに設定するものといたします。

ロ　発電量調整受電計画差対応余剰電力

（イ）　適用範囲

30分ごとの発電量調整受電電力量が、その30分の発電量調整受電計画電力量を上回る場合の送電超過分電力について、当社が購入する電気に適用いたします。

（ロ）　発電量調整受電計画差対応余剰電力料金

発電量調整受電計画差対応余剰電力料金は、30分ごとの発電量調整受電計画差対応余剰電力量に（ハ）の発電量調整受電計画差対応余剰電力料金単価を適用してえられる金額のその１月の合計といたします。

（ハ）　発電量調整受電計画差対応余剰電力料金単価

発電量調整受電計画差対応余剰電力料金単価は、託送供給等約款料金算定規則第27条にもとづきインバランス料金として算定される金額に消費税等相当額を加えた金額とし、当社が30分ごとに設定するものといたします。

24　接続対象計画差対応電力

（１）　適　　用

39（給電指令の実施等）（４）により補給される電気を使用されていないときに適用いたします。

（２）　接続対象計画差対応電力

イ　接続対象計画差対応補給電力

（イ）　適用範囲

30分ごとの接続対象電力量が、その30分の接続対象計画電力量を上回る場合に生じた不足電力の補給にあてるための電気に適用いたします。

（ロ）　接続対象計画差対応補給電力料金

接続対象計画差対応補給電力料金は、30分ごとの接続対象計画差対応補給電力量に（ハ）の接続対象計画差対応補給電力料金単価を適用してえられる金額のその１月の合計といたします。

（ハ）　接続対象計画差対応補給電力料金単価

接続対象計画差対応補給電力料金単価は、託送供給等約款料金算定規則第27条にもとづきインバランス料金として算定される金額に消費税等相当額を加えた金額とし、当社が30分ごとに設定するものといたします。

ロ　接続対象計画差対応余剰電力

（イ）　適用範囲

30分ごとの接続対象電力量が、その30分の接続対象計画電力量を下回る場合の送電超過分電力について、当社が購入する電気に適用いたします。

（ロ）　接続対象計画差対応余剰電力料金

接続対象計画差対応余剰電力料金は、30分ごとの接続対象計画差対応余剰電力量に（ハ）の接続対象計画差対応余剰電力料金単価を適用してえられる金額のその１月の合計といたします。

（ハ）　接続対象計画差対応余剰電力料金単価

接続対象計画差対応余剰電力料金単価は、託送供給等約款料金算定規

則第27条にもとづきインバランス料金として算定される金額に消費税等相当額を加えた金額とし、当社が30分ごとに設定するものといたします。

25　需要抑制量調整受電計画差対応電力

（１）　適　　用

需要抑制バランシンググループに適用いたします。

（２）　需要抑制量調整受電計画差対応電力

イ　需要抑制量調整受電計画差対応補給電力

（イ）　適用範囲

30分ごとの需要抑制量調整受電電力量が、その30分の需要抑制量調整受電計画電力量を下回る場合に生じた不足電力の補給にあてるための電気に適用いたします。

（ロ）　需要抑制量調整受電計画差対応補給電力料金

需要抑制量調整受電計画差対応補給電力料金は、30分ごとの需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量に（ハ）の需要抑制量調整受電計画差対応補給電力料金単価を適用してえられる金額のその１月の合計といたします。

（ハ）　需要抑制量調整受電計画差対応補給電力料金単価

需要抑制量調整受電計画差対応補給電力料金単価は、託送供給等約款料金算定規則第27条にもとづきインバランス料金として算定される金額に消費税等相当額を加えた金額とし、当社が30分ごとに設定するものといたします。

ロ　需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力

（イ）　適用範囲

30分ごとの需要抑制量調整受電電力量が、その30分の需要抑制量調整受電計画電力量を上回る場合の抑制超過分電力について、当社が購入する電気に適用いたします。

（ロ）　需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力料金

需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力料金は、30分ごとの需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量に（ハ）の需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力料金単価を適用してえられる金額のその１月の合計といたします。

（ハ）　需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力料金単価

需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力料金単価は、託送供給等約款料金算定規則第27条にもとづきインバランス料金として算定される金額に消費税等相当額を加えた金額とし、当社が30分ごとに設定するものといたします。

26　給電指令時補給電力

（１）　契約者に係る給電指令時補給電力料金

イ　適用範囲

39（給電指令の実施等）（４）により補給される電気を使用されているときに適用いたします。

ロ　給電指令時補給電力料金

給電指令時補給電力料金は、ハに定める30分ごとの給電指令時補給電力量にニの給電指令時補給電力料金単価を適用してえられる金額のその１月の合計といたします。

ハ　給電指令時補給電力量

給電指令時補給電力量は、給電指令等の間、31（電力および電力量の算定）(22）により30分ごとに算定された値といたします。

ニ　給電指令時補給電力料金単価

給電指令時補給電力料金単価は、託送供給等約款料金算定規則第27条にもとづきインバランス料金として算定される金額に消費税等相当額を加えた金額とし、当社が30分ごとに設定するものといたします。

（２）　発電契約者に係る給電指令時補給電力料金

イ　適用範囲

39（給電指令の実施等）（５）または（６）により補給される電気を使用されているときに、補給される電気を使用する発電バランシンググループに適用いたします。

ロ　給電指令時補給電力料金

給電指令時補給電力料金は、ハに定める30分ごとの給電指令時補給電力量にニの給電指令時補給電力料金単価を適用してえられる金額のその１月の合計といたします。

ハ　給電指令時補給電力量

給電指令時補給電力量は、給電指令等の間、31（電力および電力量の算定）(20）により30分ごとに算定された値といたします。

ニ　給電指令時補給電力料金単価

給電指令時補給電力料金単価は、託送供給等約款料金算定規則第27条にもとづきインバランス料金として算定される金額に消費税等相当額を加えた金額とし、当社が30分ごとに設定するものといたします。ただし、39（給電指令の実施等）（２）ホの場合で、当社の電力系統における電気の潮流が系統安定度等にもとづき算定される運用可能な容量を超過し、または超過するおそれがある場合に出力の抑制を実施することを前提として連系を行なった発電設備等（以下「ノンファーム電源」といいます。）に対して出力の抑制を実施したときは、39（給電指令の実施等）（５）により補給される電気を使用されているときの翌日取引を行なうための卸電力取引市場における30分ごとの売買取引の価格（売買取引に係る電力の受渡しが連系設備の送電容量等による制限を受けるものとして当社の供給区域において売買取引を行なうものに限ります。）に消費税等相当額を加えた金額とし、当社が30分ごとに設定するものといたします。また、当社が指定する要件を有する発電設備等またはノンファーム電源以外の発電設備等（以

下「ファーム電源」といいます。）であって別途当社と給電指令時補給電力料金に関する契約を締結する設備については、当該契約によるものといたします。

Ⅳ　料金の算定および支払い

27　料金の適用開始の時期

接続供給に係る料金は、当社所定の様式に記載された接続供給の開始日から適用し、発電量調整供給に係る料金は、当社所定の様式に記載された発電量調整供給の開始日から適用し、需要抑制量調整供給に係る料金は、当社所定の様式に記載された需要抑制量調整供給の開始日から適用いたします。ただし、接続供給､発電量調整供給もしくは需要抑制量調整供給の準備着手前に接続供給、発電量調整供給もしくは需要抑制量調整供給の開始延期の申入れがあった場合または契約者、発電契約者、需要抑制契約者、発電者もしくは需要者のいずれの責めともならない理由によって接続供給、発電量調整供給もしくは需要抑制量調整供給が開始されない場合は、あらためて契約者、発電契約者または需要抑制契約者と当社との協議によって定められた接続供給、発電量調整供給または需要抑制量調整供給の開始日から適用いたします。

28　検　針　日

検針日は、次により、実際に検針を行なった日または検針を行なったものとされる日といたします。

（１）　検針は、受電地点または供給地点ごとに当社があらかじめお知らせした日（当社が受電地点または供給地点の属する検針区域に応じて定めた毎月一定の日〔以下「検針の基準となる日」といいます。〕および休日等を考慮して定めます。）に、各月ごとに行ないます。

なお、高圧で受電する場合で契約受電電力が500キロワット以上のとき、高圧で供給する場合で19（接続送電サービス）（２）ロによって契約電力を定めるとき、または特別高圧で受電もしくは供給する場合の検針日は、当社が検針日を定める場合を除き、実際に検針を行なった日にかかわらず、毎月１日といたします。

また、受電地点または供給地点が同一の発電場所または需要場所にある場合は、受電地点における検針日と供給地点における検針日は、原則として同一の日といたします。

（２） 発電者または需要者が不在等のため検針できなかった場合は、検針に伺った日に検針を行なったものといたします。

（３） 当社は、やむをえない事情のある場合には、（１）にかかわらず、当社があらかじめお知らせした日以外の日に検針を行なうことがあります。

（４） 当社は、次の場合には、（１）にかかわらず、各月ごとに検針を行なわないことがあります。

なお、当社は、ロの場合は、非常変災等の場合を除き、あらかじめ契約者または発電契約者の承諾をえるものといたします。

イ　契約者または発電契約者が受電地点または供給地点を新たに設定した日から、その直後の受電地点または供給地点の属する検針区域の検針日までの期間が短い場合

ロ　その他特別の事情がある場合

（５） （３）の場合で、検針を行なったときは、当社があらかじめお知らせした日に検針を行なったものといたします。

（６） （４）イの場合で、検針を行なわなかったときは、契約者または発電契約者が受電地点または供給地点を新たに設定した日の直後の受電地点または供給地点の属する検針区域の検針日に検針を行なったものといたします。

（７） （４）ロの場合で、検針を行なわなかったときは、検針を行なわない月については、当社があらかじめお知らせした日に検針を行なったものといたします。

29　料金の算定期間

（１） 送電サービス料金の算定期間は、次によります。

イ　前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間（以下「供給側検針期

間」といいます。）といたします。ただし、契約者が供給地点を新たに設定し、または供給地点を消滅させる場合の料金の算定期間は、その供給地点を新たに設定した日から直後の検針日の前日までの期間または直前の検針日から消滅日の前日までの期間といたします。

ロ　当社があらかじめ契約者に計量日（接続供給の場合、電力量または最大需要電力等が記録型計量器に記録される日をいいます。）をお知らせした場合は、イにかかわらず、前月の計量日から当月の計量日の前日までの期間（以下「供給側計量期間」といいます。）といたします。ただし、契約者が供給地点を新たに設定し、または供給地点を消滅させる場合の料金の算定期間は、その供給地点を新たに設定した日から直後の計量日の前日までの期間または直前の計量日から消滅日の前日までの期間といたします。

ハ　定額接続送電サービスの料金または31（電力および電力量の算定）(27)の場合の送電サービス料金の算定期間は、イに準ずるものといたします。この場合、イにいう検針日は、その供給地点の属する検針区域の検針日といたします。ただし、電灯臨時定額接続送電サービスおよび動力臨時定額接続送電サービスの料金の算定期間は、その供給地点を新たに設定した日から翌月の応当日の前日までの期間、または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とすることがあります。

（２）　系統連系受電サービス料金の算定期間は、次によります。

イ　前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間（以下「受電側検針期間」といいます。）といたします。ただし、発電契約者が受電地点を新たに設定し、または受電地点を消滅させる場合の料金の算定期間は、その受電地点を新たに設定した日から直後の検針日の前日までの期間または直前の検針日から消滅日の前日までの期間といたします。

ロ　当社があらかじめ発電契約者および発電者に計量日（発電量調整供給の場合、電力量または最大連系電力等が記録型計量器に記録される日をいいます。）をお知らせした場合は、イにかかわらず、前月の計量日から当月

の計量日の前日までの期間（以下「受電側計量期間」といいます。）といたします。ただし、発電契約者が受電地点を新たに設定し、または受電地点を消滅させる場合の料金の算定期間は、その受電地点を新たに設定した日から直後の計量日の前日までの期間または直前の計量日から消滅日の前日までの期間といたします。

（３） 発電量調整受電計画差対応補給電力料金、発電量調整受電計画差対応余剰電力料金、接続対象計画差対応補給電力料金、接続対象計画差対応余剰電力料金、需要抑制量調整受電計画差対応補給電力料金、需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力料金および給電指令時補給電力料金の算定期間は、毎月１日から当該月末日までの期間といたします。ただし、接続供給、発電量調整供給もしくは需要抑制量調整供給を開始し、または接続供給契約、発電量調整供給契約もしくは需要抑制量調整供給契約が消滅した場合の料金の算定期間は、開始日から開始日の属する月の末日までの期間または契約が消滅した日の属する月の１日から消滅日までの期間といたします。

30 計　　量

（１） 当社は、発電量調整受電電力量および最大連系電力等は、原則として、受電地点ごとに取り付けた記録型計量器により受電電圧と同位の電圧で、接続供給電力量および最大需要電力等は、原則として、供給地点ごとに取り付けた記録型計量器により供給電圧と同位の電圧で､30分単位で計量いたします。

また､受電地点において他の発電量調整供給契約等と同一計量する場合は、30分ごとに、受電地点において計量された電力量を原則として38（託送供給等の実施）によりあらかじめ定められたその30分に対する電力量の計画値および仕訳に係る順位にもとづいて仕訳いたします。ただし、発電契約者から発電場所において発電契約者等の負担により、発電契約者等で取り付けた計量器により計量された発電設備等ごとの電力量にもとづく仕訳の申出がある場合で、当社が適当と認めるときは、30分ごとに、受電地点において計量さ

れた電力量を当該受電地点における発電設備等ごとの計量器により計量された電力量にもとづいて仕訳することがあります。この場合、仕訳に必要となる発電設備等ごとの電力量は、契約者または発電契約者から当社に通知していただきます。

なお、30分ごとに、受電地点において計量された電力量の仕訳を行なう場合は、31（電力および電力量の算定）の電力および電力量の算定上、仕訳後の電力量を受電地点で計量された電力量とみなします。

（２） 分割接続供給の場合の30分ごとの供給地点で計量された電力量は、次により仕訳いたします。この場合、31（電力および電力量の算定）の電力および電力量の算定上､仕訳後の電力量を供給地点で計量された電力量とみなします。

イ 15（供給および契約の単位）（２）イ（イ）により当社が分割接続供給を行なう場合

（イ） 供給地点で計量された電力量が通告電力量を下回る場合

原則として、非需要追随供給者に係る電力量は、供給地点で計量された電力量とし、需要追随供給者に係る電力量は、零といたします。

（ロ） 供給地点で計量された電力量が通告電力量と一致または上回る場合

非需要追随供給者に係る電力量は、通告電力量とし、需要追随供給者に係る電力量は、次の式によります。

需要追随供給者に係る電力量

＝供給地点で計量された電力量－通告電力量

ロ 15（供給および契約の単位）（２）イ（ロ）により当社が分割接続供給を行なう場合

（イ） 供給地点で計量された電力量がベ―ス電力量を下回る場合

原則として、非需要追随供給者に係る電力量は、供給地点で計量された電力量とし、需要追随供給者に係る電力量は、零といたします。

（ロ） 供給地点で計量された電力量がベース電力量と一致または上回る場合

非需要追随供給者に係る電力量は、ベース電力量とし、需要追随供給

者に係る電力量は、次の式によります。

需要追随供給者に係る電力量

＝供給地点で計量された電力量－ベース電力量

ハ　15（供給および契約の単位）（２）ロにより当社が分割接続供給を行なう場合

それぞれの契約者の供給時間帯によって仕訳いたします。

ただし、33（料金の算定）(11）または（12）にもとづき料金の調整を行なうために、１供給地点につき、１接続送電サービスまたは１臨時接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービス料金または臨時接続送電サービス料金を算定するときには、31（電力および電力量の算定）の電力および電力量の算定上､仕訳前の電力量を供給地点で計量された電力量といたします。

（３）　受電地点または供給地点ごとの計量の結果は、各月ごとにすみやかに契約者または発電契約者および発電者にお知らせいたします。

なお、発電者への受電地点の計量の結果のお知らせは、発電契約者を通じて行ないます。

（４）　技術上、経済上やむをえない場合等特別の事情がある場合は、計量器を取り付けないことがあります。

31　電力および電力量の算定

（１）　発電量調整受電電力

発電量調整受電電力は、発電量調整供給の場合で、受電地点で計量された電力量の値を２倍した値とし､受電地点ごとに､30分ごとに､算定いたします。

（２）　発電量調整受電電力量

発電量調整受電電力量は、次のとおりといたします。

イ　発電量調整供給に係る発電設備等が調整電源に該当する場合、受電地点ごとに、30分ごとに、受電地点で計量された電力量といたします。

ロ　発電量調整供給に係る発電設備等が調整電源に該当しない場合、30分ご

とに、受電地点で計量された電力量（受電地点が複数ある場合はその合計といたします。）といたします。

ハ　系統連系受電サービスに係る発電量調整受電電力量は、受電地点ごとに、30分ごとに、受電地点で計量された電力量といたします。

また、料金の算定期間の発電量調整受電電力量は、30分ごとの発電量調整受電電力量を、受電地点ごとに、料金の算定期間（ただし、発電契約者が受電地点を消滅させる場合は、直前の検針日から消滅日までの期間といたします。）において合計した値といたします。

（３）　発電量調整受電計画電力

発電量調整受電計画電力は、（４）の発電量調整受電計画電力量の値を２倍した値とし、30分ごとに算定いたします。

（４）　発電量調整受電計画電力量

発電量調整受電計画電力量は、次のとおりといたします。

イ　発電量調整供給に係る発電設備等が調整電源に該当する場合、受電地点ごとに当社が発電契約者から受電する電気の30分ごとの電力量の計画値で、発電契約者があらかじめ電力広域的運営推進機関を通じて当社に通知する発電計画といたします。ただし、別表11（発電計画・調達計画・販売計画）に定める当日計画の発電計画と調達計画の合計値が30分ごとに販売計画の値と一致しない等の場合は、別表８（発電量調整受電計画電力量、接続対象計画電力量および需要抑制量調整受電計画電力量に関する取扱い）（１）のとおりといたします。

ロ　発電量調整供給に係る発電設備等が調整電源に該当しない場合、受電地点において当社が発電契約者から受電する電気の30分ごとの電力量の計画値（受電地点が複数ある場合はその合計といたします。）で、発電契約者があらかじめ電力広域的運営推進機関を通じて当社に通知する発電計画といたします。ただし、別表11（発電計画・調達計画・販売計画）に定める当日計画の発電計画と調達計画の合計値が30分ごとに販売計画の値と一致

しない等の場合は、別表８（発電量調整受電計画電力量、接続対象計画電力量および需要抑制量調整受電計画電力量に関する取扱い）（１）のとおりといたします。

（５） 接続受電電力

接続受電電力は、接続供給の場合で、（６）の接続受電電力量の値を２倍した値とし、30分ごとに算定いたします。

（６） 接続受電電力量

接続受電電力量は､30分ごとの（12）の接続対象計画電力量といたします。

（７） 接続供給電力

接続供給電力は、（８）の接続供給電力量の値を２倍した値とし、供給地点ごとに、30分ごとに、算定いたします。

（８） 接続供給電力量

接続供給電力量は、供給地点ごとに、30分ごとに、供給地点で計量された電力量といたします。ただし、特別高圧で常時利用される供給地点で、高圧で予備送電サービスを利用される場合には、予備送電サービスに係る接続供給電力量は、供給地点で計量された電力量を常時利用される電圧と同位の電圧にするために修正したものといたします。また、料金の算定期間の接続供給電力量は、30分ごとの接続供給電力量を、供給地点ごとに、料金の算定期間（ただし、契約者が供給地点を消滅させる場合は、直前の検針日から消滅日までの期間といたします。）において合計した値といたします。

なお、時間帯別接続送電サービスを適用する場合の料金の算定期間の時間帯別の接続供給電力量は、時間帯ごとに、30分ごとの接続供給電力量を、供給地点ごとに、料金の算定期間（ただし、契約者が供給地点を消滅させる場合は、直前の検針日から消滅日までの期間といたします。）において合計した値といたします。ただし､19（接続送電サービス）（３）イ（ハ）および（ヘ）の場合におけるその１月の夜間時間帯の接続供給電力量は、その１月の接続供給電力量からその１月の昼間時間帯の接続供給電力量を差し引いた値とい

たします。

（９） 接続対象電力

接続対象電力は、(10) の接続対象電力量の値を２倍した値とし、30分ごとに算定いたします。

(10) 接続対象電力量

接続対象電力量は、30分ごとに、イまたはロによって算定された値（供給地点が複数ある場合はその合計といたします。）といたします。

イ　需要場所が需要抑制バランシンググループに属さない場合または需要場所が需要抑制バランシンググループに属する場合で需要抑制契約者があらかじめ通知した (16) の需要抑制量調整受電計画電力量が零となるときは、次の式により算定された値といたします。

$$\text{接続供給電力量} \times \frac{1}{1-\text{損失率（32〔損失率〕に定める損失率といたします。）}}$$

ロ　需要抑制契約者があらかじめ通知した (16) の需要抑制量調整受電計画電力量が零をこえる場合は、あらかじめ定めた（イ）または（ロ）により算定された値といたします。

（イ） 需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量および需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量の算定方法として、(14) イを適用している場合は、次のａまたはｂによって算定された値

ａ　１ベースラインに係る需要場所を単一とする場合

（ａ） 当該需要場所に係る供給地点で計量された接続供給電力量を損失率で修正した値が、ベースラインを上回るとき。

$$\left\{\text{接続供給電力量} \times \frac{1}{1-\text{損失率（32〔損失率〕に定める損失率といたします。）}}\right\} - \text{需要抑制量調整受電計画電力量}$$

（ｂ） 当該需要場所に係る供給地点で計量された接続供給電力量を損失率で修正した値が、ベースラインと一致またはベースラインを下回

り、かつ、ベースラインから需要抑制量調整受電計画電力量を差し引いた値と一致または需要抑制量調整受電計画電力量を差し引いた値を上回るとき。

ベースライン－需要抑制量調整受電計画電力量

（ｃ）　当該需要場所に係る供給地点で計量された接続供給電力量を損失率で修正した値が、ベースラインから需要抑制量調整受電計画電力量を差し引いた値を下回るとき。

$$\text{接続供給電力量} \times \frac{1}{1-\text{損失率（32〔損失率〕に定める損失率といたします。）}}$$

ｂ　１ベースラインに係る需要場所を複数とする場合

（ａ）　当該需要場所に係る供給地点で計量された接続供給電力量を損失率で修正した値の合計値が、ベースラインを上回るとき。

当該需要場所に係る（ｄ）によって算定された値の合計値

－　需要抑制量調整受電計画電力量

（ｂ）　当該需要場所に係る供給地点で計量された接続供給電力量を損失率で修正した値の合計値が、ベースラインと一致またはベースラインを下回り、かつ、ベースラインから需要抑制量調整受電計画電力量を差し引いた値と一致またはベースラインから需要抑制量調整受電計画電力量を差し引いた値を上回るとき。

ベースライン－需要抑制量調整受電計画電力量

（ｃ）　当該需要場所に係る供給地点で計量された接続供給電力量を損失率で修正した値の合計値が、ベースラインから需要抑制量調整受電計画電力量を差し引いた値を下回るとき。

当該需要場所に係る（ｄ）によって算定された値の合計値

（ｄ）　（ａ）および（ｃ）にいう（ｄ）によって算定された値とは、次の式により算定された値といたします。

$$\text{接続供給電力量} \times \frac{1}{1-\text{損失率（32〔損失率〕に定める損失率といたします。）}}$$

（ロ）　需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量および需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量の算定方法として、(14)ロを適用している場合は、次の式によって算定された値

ベースライン－需要抑制量調整受電計画電力量

(11)　接続対象計画電力

接続対象計画電力は、(12)の接続対象計画電力量の値を２倍した値とし、30分ごとに算定いたします。

(12)　接続対象計画電力量

接続対象計画電力量は、30分ごとの接続対象電力量の計画値（供給地点が複数ある場合はその合計といたします。）で、契約者があらかじめ電力広域的運営推進機関を通じて当社に通知する需要想定値といたします。ただし、別表10（需要計画・調達計画・販売計画）に定める当日計画の需要想定値に対する取引計画（調達計画から販売計画を差し引いたものといたします。）が30分ごとに需要想定値と一致しない等の場合は、別表８（発電量調整受電計画電力量、接続対象計画電力量および需要抑制量調整受電計画電力量に関する取扱い）（２）のとおりといたします。

(13)　需要抑制量調整受電電力

需要抑制量調整受電電力は、(14)の需要抑制量調整受電電力量の値を２倍した値とし、30分ごとに算定いたします。

(14)　需要抑制量調整受電電力量

需要抑制量調整受電電力量は、当社が需要抑制契約者から受電する30分ごとの電力量で、需要場所ごとに、あらかじめ定めたイまたはロによって算定された値といたします。

イ　需要抑制量調整受電計画電力量を上限として、需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量および需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量を算定する場合は、次の式によって算定された値

（イ）　当該需要場所に係る供給地点で計量された接続供給電力量を損失率で

修正した値（１ベースラインに係る需要場所を複数とする場合は、当該需要場所に係る供給地点で計量された接続供給電力量を損失率で修正した値の合計値といたします。）が、ベースラインを上回る場合

需要抑制量調整受電電力量＝零

（ロ）　当該需要場所に係る供給地点で計量された接続供給電力量を損失率で修正した値（１ベースラインに係る需要場所を複数とする場合は、当該需要場所に係る供給地点で計量された接続供給電力量を損失率で修正した値の合計値といたします。）が、ベースラインと一致またはベースラインを下回り、かつ、ベースラインから需要抑制量調整受電計画電力量を差し引いた値と一致またはベースラインから需要抑制量調整受電計画電力量を差し引いた値を上回る場合

需要抑制量調整受電電力量＝

$$\text{ベースライン} - \left\{ \text{接続供給電力量} \times \frac{1}{1 - \text{損失率（32〔損失率〕に定める損失率といたします。）}} \right\}$$

（ハ）　当該需要場所に係る供給地点で計量された接続供給電力量を損失率で修正した値（１ベースラインに係る需要場所を複数とする場合は、当該需要場所に係る供給地点で計量された接続供給電力量を損失率で修正した値の合計値といたします。）が、ベースラインから需要抑制量調整受電計画電力量を差し引いた値を下回る場合

需要抑制量調整受電電力量＝需要抑制量調整受電計画電力量

ロ　イ以外の場合は、次の式によって算定された値（１ベースラインに係る需要場所を複数とする場合、ベースラインから差し引く値は、当該需要場所に係る供給地点で計量された接続供給電力量を損失率で修正した値の合計値といたします。）

需要抑制量調整受電電力量＝

$$\text{ベースライン} - \left\{ \text{接続供給電力量} \times \frac{1}{1 - \text{損失率（32〔損失率〕に定める損失率といたします。）}} \right\}$$

ただし、上式の値が負となる場合、需要抑制量調整受電電力量は零といたします。

(15)　需要抑制量調整受電計画電力

需要抑制量調整受電計画電力は、(16) の需要抑制量調整受電計画電力量の値を２倍した値とし、30分ごとに算定いたします。

(16)　需要抑制量調整受電計画電力量

需要抑制量調整受電計画電力量は、当社が需要抑制契約者から受電する電気の30分ごとの電力量の計画値で、需要場所ごとに、需要抑制契約者があらかじめ電力広域的運営推進機関を通じて当社に通知する需要抑制計画値といたします。ただし、１ベースラインに係る需要場所を複数とする場合は、当該ベースラインにもとづく需要抑制量調整受電計画電力量といたします。また、別表12（需要抑制計画・調達計画・販売計画・ベースライン）に定める当日計画の調達計画が30分ごとに販売計画の値と一致しない等の場合は、別表８（発電量調整受電計画電力量、接続対象計画電力量および需要抑制量調整受電計画電力量に関する取扱い）（３）のとおりといたします。

(17)　ベースライン

ベースラインは、需要抑制量調整供給に係る需要抑制を行なわない場合の需要場所に係る供給地点で計量される接続供給電力量を損失率で修正した電力量の計画値で、需要場所ごと（15〔供給および契約の単位〕（１）イまたはロの場合は１接続送電サービスまたは１臨時接続送電サービスごとといたします。）に、需要抑制契約者があらかじめ電力広域的運営推進機関を通じて当社に通知するものといたします。ただし、需要抑制契約者が１ベースラ

インに係る需要場所を複数とする場合は、当該複数の需要場所に対して１ベースラインといたします。

(18)　最大連系電力等

最大連系電力等は、次のとおりといたします。

イ　低圧で受電する場合

発電量調整受電電力の最大値といたします。

ロ　高圧または特別高圧で受電する場合

30分ごとの連系電力の最大値であって、記録型計量器により計量される値といたします。

(19)　最大需要電力等

最大需要電力等は、次のとおりといたします。

イ　低圧で供給する場合

接続供給電力の最大値といたします。

ロ　高圧または特別高圧で供給する場合

30分ごとの需要電力の最大値であって、記録型計量器により計量される値といたします。

なお、当社が分割接続供給を行なう供給地点における、それぞれの契約者に係る最大需要電力等は、次のとおりといたします。

（イ）　15（供給および契約の単位）（２）イ（イ）により当社が分割接続供給を行なう場合

非需要追随供給者に係る最大需要電力等および需要追随供給者に係る最大需要電力等は、それぞれの契約者に係る接続供給電力の最大値等といたします。

（ロ）　15（供給および契約の単位）（２）イ（ロ）により当社が分割接続供給を行なう場合

ａ　当該供給地点における最大需要電力等が非需要追随供給者に係る接続送電サービス契約電力または臨時接続送電サービス契約電力と一致

または上回る場合

非需要追随供給者に係る最大需要電力等は、当該契約者に係る接続送電サービス契約電力または臨時接続送電サービス契約電力とし、需要追随供給者に係る最大需要電力等は、当該供給地点における最大需要電力等から、非需要追随供給者に係る接続送電サービス契約電力または臨時接続送電サービス契約電力を差し引いた値といたします。

b　当該供給地点における最大需要電力等が非需要追随供給者に係る接続送電サービス契約電力または臨時接続送電サービス契約電力を下回る場合

非需要追随供給者に係る最大需要電力等は、当該供給地点における最大需要電力等とし、需要追随供給者に係る最大需要電力等は、零といたします。

（ハ）　15（供給および契約の単位）（２）ロにより当社が分割接続供給を行なう場合

それぞれの契約者に係る最大需要電力等は、それぞれの契約者に係る接続供給電力の最大値等といたします。

(20)　発電量調整受電計画差対応補給電力量

発電量調整受電計画差対応補給電力量は、発電バランシンググループごとにイまたはロによって算定された値の合計といたします。

イ　発電量調整供給に係る発電設備等が調整電源に該当する場合で、（２）イにより計量された30分ごとの発電量調整受電電力量が（４）イにより通知されたその30分における発電量調整受電計画電力量を下回るときに、30分ごとに、次の式により算定された値といたします。ただし、発電量調整受電計画差対応補給電力量の算定上、調整電源の故障等が発生した場合を除き、（２）イにかかわらず、その30分ごとの発電量調整受電計画電力量をその30分ごとの発電量調整受電電力量とみなします。

発電量調整受電計画差対応補給電力量

＝発電量調整受電計画電力量－発電量調整受電電力量

ロ　発電量調整供給に係る発電設備等が調整電源に該当しない場合は、次の（イ）、（ロ）および（ハ）によって算定された値といたします。

（イ）　（２）ロにより計量された30分ごとの発電量調整受電電力量が（４）ロにより通知されたその30分における発電量調整受電計画電力量を下回る場合に、30分ごとに、次の式により算定された値といたします。

発電量調整受電計画差対応補給電力量

＝発電量調整受電計画電力量－発電量調整受電電力量

（ロ）　次の場合で、給電指令時補給を行なったときは、発電量調整受電計画差対応補給電力量の算定上、（２）ロにかかわらず、当該発電設備等の30分ごとの発電量調整受電計画電力量を当該受電地点における30分ごとの発電量調整受電電力量とみなします。この場合、当該発電設備等の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量の算定上、当該受電地点のみによる発電バランシンググループが設定されているとみなし、その発電量調整受電計画差対応補給電力量は、30分ごとに、次の式により算定された値といたします。

発電量調整受電計画差対応補給電力量

＝発電量調整受電計画電力量－発電量調整受電電力量

a　当社が指定する要件を有する発電設備等であって別途当社と給電指令時補給電力料金に関する契約を締結する設備に対して出力の抑制を実施した場合

b　39（給電指令の実施等）（２）イの場合で、原則として30分ごとの実需給の開始時刻の１時間前以降に発電量調整供給に係る発電設備等に対してあらかじめ当社が指定した送電線１回線、変圧器１台その他の電力設備の単一故障の発生時に保護装置により行なわれるすみやかな発電抑制または発電遮断（以下「Ｎ－１電制」といいます。）を実施したとき。

c　39（給電指令の実施等）（２）ホの場合で、発電量調整供給に係る発

電設備等に対して出力の抑制を実施したとき。

d　39（給電指令の実施等）（２）への場合で、ファーム電源に対して出力の抑制を実施したとき。

（ハ）　次の場合で、給電指令時補給を行なったときは、発電量調整受電計画差対応補給電力量の算定上、（２）ロにかかわらず、当該発電設備等の30分ごとの発電量調整受電計画電力量を当該受電地点における30分ごとの発電量調整受電電力量とみなします。この場合、当該発電設備等の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量の算定上、当該受電地点のみによる発電バランシンググループが設定されているとみなし、その発電量調整受電計画差対応補給電力量は、30分ごとに、次により算定された値といたします。

a　39（給電指令の実施等）（２）イ、ロ、ハまたはトの場合の給電指令等および39（給電指令の実施等）（２）ホの場合の給電指令等により、同時に出力の抑制を実施した場合

（a）　発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が、39（給電指令の実施等）（２）ホによる出力抑制対象電力量（39〔給電指令の実施等〕（２）ホの場合の出力の抑制に係る電力量をいいます。）を下回る場合

39（給電指令の実施等）（２）ホによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は、次の式により算定された値とし、39（給電指令の実施等）（２）イ、ロ、ハまたはトによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は、零といたします。

発電量調整受電計画差対応補給電力量

＝発電量調整受電計画電力量－発電量調整受電電力量

（b）　発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が、39（給電指令の実施等）（２）ホによる出力抑制対象電力量と

一致または上回る場合

39（給電指令の実施等）（２）ホによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は、39（給電指令の実施等）（２）ホによる出力抑制対象電力量とし、39（給電指令の実施等）（２）イ、ロ、ハまたはトによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は、次の式により算定された値といたします。

発電量調整受電計画差対応補給電力量

＝発電量調整受電計画電力量－39（給電指令の実施等）（２）ホによる出力抑制対象電力量－発電量調整受電電力量

ｂ　ファーム電源に対して、39（給電指令の実施等）（２）イ、ロ、ハまたはトの場合の給電指令等および39（給電指令の実施等）（２）への場合の給電指令等により、同時に出力の抑制を実施した場合

（ａ）　発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が、39（給電指令の実施等）（２）へによる出力抑制対象電力量（39〔給電指令の実施等〕（２）への場合の出力の抑制に係る電力量をいいます。）を下回る場合

39（給電指令の実施等）（２）へによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は、次の式により算定された値とし、39（給電指令の実施等）（２）イ、ロ、ハまたはトによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は、零といたします。

発電量調整受電計画差対応補給電力量

＝発電量調整受電計画電力量－発電量調整受電電力量

（ｂ）　発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が、39（給電指令の実施等）（２）へによる出力抑制対象電力量と一致または上回る場合

39（給電指令の実施等）（２）へによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は、39（給電指令の実施等）（２）へによる出力抑制対象電力量とし、39（給電指令の実施等）（２）イ、ロ、ハまたはトによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は、次の式により算定された値といたします。

発電量調整受電計画差対応補給電力量

＝発電量調整受電計画電力量－39（給電指令の実施等）（２）へによる出力抑制対象電力量－発電量調整受電電力量

ｃ　ノンファーム電源であり、かつ、当社が指定する要件を有する発電設備等であって別途当社と給電指令時補給電力料金に関する契約を締結する設備に対して、39（給電指令の実施等）（２）への場合の給電指令等および39（給電指令の実施等）（２）トの場合の給電指令等により、同時に出力の抑制を実施した場合

（ａ）　発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が、39（給電指令の実施等）（２）へによる出力抑制対象電力量を下回る場合

39（給電指令の実施等）（２）へによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は、次の式により算定された値とし、39（給電指令の実施等）（２）トによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は、零といたします。

発電量調整受電計画差対応補給電力量

＝発電量調整受電計画電力量－発電量調整受電電力量

（ｂ）　発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が、39（給電指令の実施等）（２）へによる出力抑制対象電力量と一致または上回る場合

39（給電指令の実施等）（２）へによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は、39（給電指令の実施等）（２）へによる出力抑制対象電力量とし、39（給電指令の実施等）（２）トによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は、次の式により算定された値といたします。

発電量調整受電計画差対応補給電力量

＝発電量調整受電計画電力量－39（給電指令の実施等）（２）へによる出力抑制対象電力量－発電量調整受電電力量

ｄ　39（給電指令の実施等）（２）ホの場合の給電指令等および39（給電指令の実施等）（２）への場合の給電指令等により、同時に出力の抑制を実施した場合

（ａ）　発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が、39（給電指令の実施等）（２）へによる出力抑制対象電力量を下回る場合

39（給電指令の実施等）（２）へによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は、次の式により算定された値とし、39（給電指令の実施等）（２）ホによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は、零といたします。

発電量調整受電計画差対応補給電力量

＝発電量調整受電計画電力量－発電量調整受電電力量

（ｂ）　発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が、39（給電指令の実施等）（２）へによる出力抑制対象電力量と一致または上回る場合

39（給電指令の実施等）（２）へによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は、

39（給電指令の実施等）（２）へによる出力抑制対象電力量とし、39（給電指令の実施等）（２）ホによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は、次の式により算定された値といたします。

発電量調整受電計画差対応補給電力量

＝発電量調整受電計画電力量－39（給電指令の実施等）（２）へによる出力抑制対象電力量－発電量調整受電電力量

ｅ　39（給電指令の実施等）（２）イ、ロ、ハまたはトの場合の給電指令等、39（給電指令の実施等）（２）ホの場合の給電指令等および39（給電指令の実施等）（２）への場合の給電指令等により、同時に出力の抑制を実施した場合

（ａ）　発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が、39（給電指令の実施等）（２）へによる出力抑制対象電力量を下回る場合

39（給電指令の実施等）（２）へによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は、次の式により算定された値とし、39（給電指令の実施等）（２）イ、ロ、ハまたはトによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給および39（給電指令の実施等）（２）ホによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は、零といたします。

発電量調整受電計画差対応補給電力量

＝発電量調整受電計画電力量－発電量調整受電電力量

（ｂ）　発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が、39（給電指令の実施等）（２）へによる出力抑制対象電力量と一致または上回り、かつ、39（給電指令の実施等）（２）へによる出力抑制対象電力量に39（給電指令の実施等）（２）ホによる出力抑制

対象電力量を加えた値を下回る場合

39（給電指令の実施等）（２）へによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は、39（給電指令の実施等）（２）へによる出力抑制対象電力量とし、39（給電指令の実施等）（２）ホによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は、次の式により算定された値とし、39（給電指令の実施等）（２）イ、ロ、ハまたはトによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は、零といたします。

発電量調整受電計画差対応補給電力量

＝発電量調整受電計画電力量－39（給電指令の実施等）（２）へによる出力抑制対象電力量－発電量調整受電電力量

（ｃ） 発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が、39（給電指令の実施等）（２）へによる出力抑制対象電力量に39（給電指令の実施等）（２）ホによる出力抑制対象電力量を加えた値と一致または上回る場合

39（給電指令の実施等）（２）ホによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は、39（給電指令の実施等）（２）ホによる出力抑制対象電力量とし、39（給電指令の実施等）（２）へによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は、39（給電指令の実施等）（２）へによる出力抑制対象電力量とし、39（給電指令の実施等）（２）イ、ロ、ハまたはトによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は、次の式により算定された値といたします。

発電量調整受電計画差対応補給電力量

＝発電量調整受電計画電力量－39（給電指令の実施等）（２）ホ

による出力抑制対象電力量－39（給電指令の実施等）（２）ヘによる出力抑制対象電力量－発電量調整受電電力量

(21)　発電量調整受電計画差対応余剰電力量

発電量調整受電計画差対応余剰電力量は、発電バランシンググループごとにイまたはロによって算定された値の合計といたします。

イ　発電量調整供給に係る発電設備等が調整電源に該当する場合で、（２）イにより計量された30分ごとの発電量調整受電電力量が（４）イにより通知されたその30分における発電量調整受電計画電力量を上回るときに、30分ごとに、次の式により算定された値といたします。ただし、発電量調整受電計画差対応余剰電力量の算定上、調整電源の故障等が発生した場合を除き、（２）イにかかわらず、その30分ごとの発電量調整受電計画電力量をその30分ごとの発電量調整受電電力量とみなします。

発電量調整受電計画差対応余剰電力量
＝発電量調整受電電力量－発電量調整受電計画電力量

ロ　発電量調整供給に係る発電設備等が調整電源に該当しない場合で、（２）ロにより計量された30分ごとの発電量調整受電電力量が（４）ロにより通知されたその30分における発電量調整受電計画電力量を上回るときに、30分ごとに、次の式により算定された値といたします。ただし、当社が指定する要件を有する発電設備等であって別途当社と給電指令時補給電力料金に関する契約を締結する設備に対して出力の抑制を実施し、給電指令時補給を行なった場合、39（給電指令の実施等）（２）イの場合で、原則として30分ごとの実需給の開始時刻の１時間前以降に発電量調整供給に係る発電設備等に対してＮ－１電制を実施し、給電指令時補給を行なったとき、39（給電指令の実施等）（２）ホの場合で、発電量調整供給に係る発電設備等に対して出力の抑制を実施し、給電指令時補給を行なったときまたは39（給電指令の実施等）（２）への場合で、ファーム電源に対して出力の抑制を実施し、給電指令時補給を行なったときは、発電量調整受電計画差

対応余剰電力量の算定上、（２）ロにかかわらず、当該発電設備等の30分ごとの発電量調整受電計画電力量を当該受電地点における30分ごとの発電量調整受電電力量とみなします。この場合、当該発電設備等の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量の算定上、当該受電地点のみによる発電バランシンググループが設定されているとみなし、その発電量調整受電計画差対応補給電力量の算定は、(20) ロによるものといたします。

発電量調整受電計画差対応余剰電力量

＝発電量調整受電電力量－発電量調整受電計画電力量

(22)　接続対象計画差対応補給電力量

接続対象計画差対応補給電力量は、30分ごとの接続対象電力量がその30分における接続対象計画電力量を上回る場合に、30分ごとに、次の式により算定された値といたします。ただし､接続対象計画差対応補給電力量の算定上、調整負荷の使用に係る調整を行なった場合は、（８）にかかわらず、当該供給地点で計量された30分ごとの電力量に当社または当社の供給区域で事業を営む配電事業者が行なった電気の使用に係る調整にもとづきその30分ごとに算定された値を加えた値を、当該供給地点におけるその30分ごとの接続供給電力量とみなし、接続対象電力量を算定いたします。

接続対象計画差対応補給電力量

＝接続対象電力量－接続対象計画電力量

(23)　接続対象計画差対応余剰電力量

接続対象計画差対応余剰電力量は、30分ごとの接続対象電力量がその30分における接続対象計画電力量を下回る場合に、30分ごとに、次の式により算定された値といたします。ただし､接続対象計画差対応余剰電力量の算定上、調整負荷の使用に係る調整を行なった場合は、（８）にかかわらず、当該供給地点で計量された30分ごとの電力量に当社または当社の供給区域で事業を営む配電事業者が行なった電気の使用に係る調整にもとづきその30分ごとに

算定された値を加えた値を、当該供給地点におけるその30分ごとの接続供給電力量とみなし、接続対象電力量を算定いたします。

接続対象計画差対応余剰電力量

＝接続対象計画電力量－接続対象電力量

(24)　需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量

需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量は、30分ごとの（14）の需要抑制量調整受電電力量がその30分における（16）の需要抑制量調整受電計画電力量を下回る場合に、需要抑制バランシンググループごとに、30分ごとに、次の式により算定された値の合計といたします。ただし、需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量の算定上、調整負荷の使用に係る調整を行なった場合は、(14）イまたはロにかかわらず、当該需要場所に係る接続供給電力量を損失率で修正した値が、ベースラインを上回るとき、またはベースラインを下回り、かつ、ベースラインから需要抑制量調整受電計画電力量を差し引いた値を上回るときは、当該需要場所に係る需要抑制量調整受電計画電力量を当該需要場所に係る需要抑制量調整受電電力量とみなします。

需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量

＝需要抑制量調整受電計画電力量－需要抑制量調整受電電力量

ただし､需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量の算定方法として（14）ロを適用している場合で、30分ごとの（14）の需要抑制量調整受電電力量が零となるときの上式は、次のとおりといたします。

需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量

＝需要抑制量調整受電計画電力量

$$+\left\{\text{接続供給電力量}\times\frac{1}{1-\text{損失率（32〔損失率〕に定める損失率といたします。）}}\right\}$$

－ベースライン

(25)　需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量

需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量は、30分ごとの（14）の需要抑制量調整受電電力量がその30分における（16）の需要抑制量調整受電計画電力量を上回る場合に、需要抑制バランシンググループごとに、30分ごとに、次の式により算定された値の合計といたします。ただし、需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量の算定上、調整負荷の使用に係る調整を行なった場合は、(14) ロにかかわらず、当該需要場所に係る接続供給電力量を損失率で修正した値が、ベースラインの値から需要抑制量調整受電計画電力量を差し引いた値を下回るときは、当該需要場所に係る需要抑制量調整受電計画電力量を当該需要場所に係る需要抑制量調整受電電力量とみなします。

需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量

＝需要抑制量調整受電電力量－需要抑制量調整受電計画電力量

(26)　定額接続送電サービスの適用を受ける場合の電力量は、別表９（電力量の協定）を基準として、あらかじめ契約者と当社との協議によって定めます。この場合、協議により定めた値を、供給地点で計量された電力量といたします。

(27)　定額接続送電サービスの適用を受ける場合を除き、技術上、経済上やむをえない場合等特別の事情がある場合で、計量器を取り付けないときの電力量または最大需要電力等は、別表９（電力量の協定）を基準として、あらかじめ契約者と当社との協議（分割接続供給の場合は、双方の契約者と当社との協議といたします。）によって定めます。この場合、協議により定めた値を、供給地点で計量された電力量または最大需要電力等といたします。

(28)　28（検針日）（２）または（４）の場合で、検針を行なわなかったときの電力量、最大連系電力等または最大需要電力等は、別表９（電力量の協定）を基準として、契約者または発電契約者と当社との協議（分割接続供給の場合は、双方の契約者と当社との協議といたします。）によって定めます。この場合、協議により定めた値を、受電地点または供給地点で計量された電力量、最大連系電力等または最大需要電力等といたします。

(29)　15（供給および契約の単位）（１）において、１需要場所または１発電場所につき､複数計量をもって託送供給または発電量調整供給を行なう場合で、特別の事情があるときは、その需要場所または発電場所における30分ごとの電力および電力量の算定は、計量器ごとに計量された電力および電力量をそれぞれ30分ごとに合計することがあります。

(30)　その他、電力量の算定を行なうために必要な事項については、あらかじめ契約者、発電契約者または需要抑制契約者と当社との協議（分割接続供給の場合は、双方の契約者と当社との協議といたします。）によって定めます。

(31)　計量器の故障等により電力量、最大連系電力等または最大需要電力等を正しく計量できない場合には、電力量、最大連系電力等または最大需要電力等は、別表９（電力量の協定）を基準として、契約者または発電契約者と当社との協議（分割接続供給の場合は、双方の契約者と当社との協議といたします。）によって定めます。この場合、協議により定めた値を、受電地点または供給地点で計量された電力量、最大連系電力等または最大需要電力等といたします。ただし、その１月の電力量の合計が計量できている場合で、30分ごとの電力量を正しく計量できないときまたは計量情報等を伝送することができないときは、30分ごとの電力量は、原則として、別表９（電力量の協定）（３）を基準として定め、定めた値を、受電地点または供給地点で計量された電力量といたします。

32　損　失　率

この約款で用いる損失率は、次のとおりといたします。

低圧で供給する場合	7.7パーセント
高圧で供給する場合	4.4パーセント
特別高圧で供給する場合	2.5パーセント

33　料金の算定

（１）　送電サービス料金、系統連系受電サービス料金、発電量調整受電計画差対応補給電力料金、発電量調整受電計画差対応余剰電力料金、接続対象計画差対応補給電力料金、接続対象計画差対応余剰電力料金、需要抑制量調整受電計画差対応補給電力料金、需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力料金および給電指令時補給電力料金は、次の場合を除き、料金の算定期間を「１月」として算定いたします。

イ　接続供給、発電量調整供給もしくは需要抑制量調整供給を開始し、または接続供給契約、発電量調整供給契約、系統連系受電契約もしくは需要抑制量調整供給契約が消滅した場合

ロ　契約者が供給地点を新たに設定し、供給地点への接続供給を再開し、もしくは停止し、または供給地点を消滅させる場合

ハ　発電契約者が受電地点を新たに設定し、受電地点からの発電量調整供給を再開し、もしくは停止し、または受電地点を消滅させる場合

ニ　接続送電サービスの種別、臨時接続送電サービスの種別、予備送電サービスの種別、接続送電サービス契約電力、接続送電サービス契約容量、臨時接続送電サービス契約容量、臨時接続送電サービス契約電力、予備送電サービス契約電力、ピークシフト電力、契約受電電力、同時最大受電電力等を変更したことにより、料金に変更があった場合

ホ　29（料金の算定期間）（１）イまたは（２）イの場合で供給側検針期間または受電側検針期間の日数がその供給側検針期間または受電側検針期間の始期に対応する検針の基準となる日の属する月の日数に対し、５日を上回り、または下回るとき。

ヘ　29（料金の算定期間）（１）ロまたは（２）ロの場合で供給側計量期間または受電側計量期間の日数がその供給側計量期間または受電側計量期間の始期に対応する検針の基準となる日の属する月の日数に対し、５日を上回り、または下回るとき。

ト　分割接続供給を開始し、または解消したとき。

（２）　当社は、（１）ロ、ハ、ニ、ホ、ヘまたはトの場合は、基本料金、定額接続送電サービスの料金、予備送電サービス料金、ピークシフト割引額および系統設備効率化割引額について、次の式により日割計算をいたします。

イ　基本料金、定額接続送電サービスの料金または予備送電サービス料金を日割りする場合

$$\text{１月の該当料金} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{供給側検針期間または受電側検針期間の日数}}$$

ただし、（１）ホまたはヘに該当する場合は、

$$\text{１月の該当料金} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$$

といたします。

ロ　ピークシフト割引額または系統設備効率化割引額を日割りする場合

$$\text{１月の該当割引額} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{供給側検針期間または受電側検針期間の日数}}$$

ただし、（１）ホまたはヘに該当する場合は、

$$\text{１月の該当割引額} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$$

といたします。

（３）　（１）ロの場合により日割計算をするときは、日割計算対象日数には契約者が供給地点を新たに設定する日および再開日を含み、停止日および消滅日を除きます。

また、（１）ニの場合により日割計算をするときは、変更後の料金は、変更のあった日から適用いたします。

（４）　（１）ハの場合により日割計算をするときは、日割計算対象日数には発電契約者が受電地点を新たに設定する日および再開日を含み、停止日および消滅日を除きます。

また、（１）ニの場合により日割計算をするときは、変更後の料金は、変更のあった日から適用いたします。

（５） 契約者が供給地点を新たに設定し、もしくは供給地点を消滅させる場合、または発電契約者が受電地点を新たに設定し、もしくは受電地点を消滅させる場合の（２）イおよびロにいう供給側検針期間または受電側検針期間の日数は、次のとおりといたします。

イ　供給地点または受電地点を新たに設定した場合

供給地点または受電地点を新たに設定した日の直前のその供給地点または受電地点の属する検針区域の検針日から、その供給地点または受電地点を新たに設定した直後の検針日の前日までの日数といたします。

ロ　供給地点または受電地点を消滅させる場合

消滅日の直前の検針日から、当社が次回の検針日として契約者または発電契約者にあらかじめお知らせした日の前日までの日数といたします。

（６） 定額接続送電サービスの適用を受ける場合または31（電力および電力量の算定）(27）の場合は、契約者が供給地点を新たに設定し、または供給地点を消滅させるときの（２）イおよびロにいう供給側検針期間の日数は、（５）に準ずるものといたします。この場合、（５）にいう検針日は、その供給地点の属する検針区域の検針日とし、当社が次回の検針日として契約者にあらかじめお知らせした日は、消滅日の直後のその供給地点の属する検針区域の検針日といたします。

（７） 29（料金の算定期間）（１）ロまたは（２）ロの場合は、（２）イおよびロにいう供給側検針期間または受電側検針期間の日数は、供給側計量期間または受電側計量期間の日数といたします。ただし、契約者が供給地点を新たに設定し、もしくは供給地点を消滅させる場合、または発電契約者が受電地点を新たに設定し、もしくは受電地点を消滅させる場合の（２）イおよびロにいう供給側検針期間または受電側検針期間の日数は、（５）に準ずるものといたします。この場合、（５）にいう検針日は、計量日といたします。

（８） 契約者が供給地点を新たに設定し、もしくは供給地点を消滅させる場合、または発電契約者が受電地点を新たに設定し、もしくは受電地点を消滅させる場合の（２）イおよびロにいう暦日数は、次のとおりといたします。

イ　供給地点または受電地点を新たに設定した場合

その供給地点または受電地点の属する検針区域の検針の基準となる日（その供給地点または受電地点を新たに設定した日が含まれる供給側検針期間または受電側検針期間の始期に対応するものといたします。）の属する月の日数といたします。

ロ　供給地点または受電地点を消滅させる場合

その供給地点または受電地点の属する検針区域の検針の基準となる日（消滅日の前日が含まれる供給側検針期間または受電側検針期間の始期に対応するものといたします。）の属する月の日数といたします。

（９） 高圧または特別高圧で供給する場合で、力率に変更があるときは、次により基本料金を算定いたします。

イ　力率に変更を生ずるような負荷設備の変更等がある場合は、その前後の力率にもとづいて、（２）イにより日割計算をいたします。

ロ　負荷設備の変更等がない場合で、協議によって力率を変更するときは、変更の日を含むその１月から変更後の力率によります。

(10) 供給地点への接続供給または受電地点における発電量調整供給の停止期間中の料金の日割計算を行なう場合は、（２）イおよびロの日割計算対象日数は、停止期間中の日数といたします。この場合、停止期間中の日数には、接続供給または発電量調整供給を停止した日を含み、接続供給または発電量調整供給を再開した日は含みません。また、停止日に接続供給または発電量調整供給を再開する場合は、その日は停止期間中の日数には含みません。

(11) 当社が分割接続供給を行なう供給地点において、それぞれの契約者に係る接続送電サービス料金の合計と、１供給地点につき、１接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービス料金との間に差が生ずるときは、次のとお

り接続送電サービス料金の調整を行ないます。

イ　15（供給および契約の単位）（２）イにより当社が分割接続供給を行なう場合

（イ）　それぞれの契約者に係る接続送電サービス料金の合計額が、１供給地点につき、１接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービス料金を上回る場合は、その差額を非需要追随供給者に係る接続送電サービス料金から差し引きます。

（ロ）　それぞれの契約者に係る接続送電サービス料金の合計額が、１供給地点につき、１接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービス料金を下回る場合は、その差額を非需要追随供給者に係る接続送電サービス料金に加算いたします。

ロ　15（供給および契約の単位）（２）ロにより当社が分割接続供給を行なう場合

（イ）　それぞれの契約者に係る接続送電サービス料金の合計額が、１供給地点につき、１接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービス料金を上回る場合は、その差額をあらかじめ定めた契約者に係る接続送電サービス料金から差し引きます。

（ロ）　それぞれの契約者に係る接続送電サービス料金の合計額が、１供給地点につき、１接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービス料金を下回る場合は、その差額をあらかじめ定めた契約者に係る接続送電サービス料金に加算いたします。

(12)　当社が分割接続供給を行なう供給地点において、それぞれの契約者に係る臨時接続送電サービス料金の合計と、1供給地点につき、1臨時接続送電サービスを適用した場合の臨時接続送電サービス料金との間に差が生ずるときは、(11）に準じて臨時接続送電サービス料金の調整を行ないます。

(13)　当社が分割接続供給を行なう供給地点において、予備送電サービスをあわせて適用し、それぞれの契約者に係る予備送電サービス料金の合計と、１供

給地点につき、１予備送電サービスを適用した場合の予備送電サービス料金との間に差が生ずるときは、(11）に準じて予備送電サービス料金の調整を行ないます。

34　支払義務の発生および支払期日

（１）　日程等別料金の支払義務は、18（料金）（１）ロに定める供給側料金算定日に発生いたします。

（２）　系統連系受電サービス料金の支払義務は、18（料金）（３）ロに定める受電側料金算定日に発生いたします。

（３）　発電量調整受電計画差対応補給電力料金、発電量調整受電計画差対応余剰電力料金、接続対象計画差対応補給電力料金、接続対象計画差対応余剰電力料金、需要抑制量調整受電計画差対応補給電力料金、需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力料金および給電指令時補給電力料金の支払義務は、特別の事情がある場合を除き、料金の算定期間の翌々月の第５営業日（営業日は当社が定めます。）に発生いたします。ただし、28（検針日）（５）の場合で、料金の算定期間の翌々月の第５営業日以降に実際に検針を行なったとき、または31（電力および電力量の算定）(31）の場合で、料金の算定期間の翌々月の第５営業日以降に電力量を協議によって定めた場合は、その日といたします。

（４）　（１）の日程等別料金、（２）の系統連系受電サービス料金または（３）の料金のうち発電量調整受電計画差対応補給電力料金、接続対象計画差対応補給電力料金、需要抑制量調整受電計画差対応補給電力料金もしくは給電指令時補給電力料金は、次の場合を除き、支払義務発生日の翌日から起算して30日目の日（以下「支払期日」といいます。）までに支払っていただきます。ただし、支払義務発生日の翌日から起算して30日目の日が金融機関の休業日の場合の支払期日は翌営業日といたします。

イ　55（解約等）（１）により解約となった場合

ロ　契約者、発電契約者、発電者または需要抑制契約者が振り出しもしくは引き受けた手形または振り出した小切手について銀行取引停止処分を受ける等支払停止状態に陥った場合

ハ　契約者、発電契約者、発電者または需要抑制契約者が破産手続き開始、再生手続き開始、更生手続き開始、特別清算開始もしくはこれらに類する法的手続きの申立てを受けまたは自ら申立てを行なった場合

ニ　契約者、発電契約者、発電者または需要抑制契約者が強制執行または担保権の実行としての競売の申立てを受けた場合

ホ　契約者、発電契約者、発電者または需要抑制契約者が公租公課の滞納処分を受けた場合

ヘ　その他の理由で契約者、発電契約者、発電者または需要抑制契約者に明らかに料金の支払いの延滞が生ずるおそれがあると当社が認め、その旨を当社が契約者、発電契約者、発電者または需要抑制契約者に通知した場合

（５）　契約者、発電契約者、発電者または需要抑制契約者が（４）イからへまでのいずれかに該当する場合の支払期日は、次のとおり取り扱います。

イ　契約者、発電契約者、発電者または需要抑制契約者が（４）イからへまでのいずれかに該当することとなった日までに支払義務が発生した料金で、かつ、支払いがなされていない料金（支払期日を超過していない料金に限ります。）については、契約者、発電契約者、発電者または需要抑制契約者が（４）イからへまでのいずれかに該当することとなった日を支払期日といたします。ただし、契約者、発電契約者、発電者または需要抑制契約者が（４）イからへまでのいずれかに該当することとなった日が支払義務発生日から７日を経過していない場合には、支払義務発生日の翌日から起算して７日目を支払期日といたします。

ロ　契約者、発電契約者、発電者または需要抑制契約者が（４）イからへまでのいずれかに該当することとなった日の翌日以降に支払義務が発生する料金については、支払義務発生日の翌日から起算して７日目を支払期日と

いたします。

なお、（４）イからホまでのいずれかに該当する場合であっても、一定期間の支払いが遅滞なく行なわれる等、料金の支払状況から支払いの延滞が生じるおそれがないと当社が認めるときは、支払義務発生日の翌日から起算して30日目を支払期日とすることがあります。この場合、当社はその旨を契約者、発電契約者、発電者または需要抑制契約者に通知いたします。ただし、この通知をした後、料金の支払いの延滞が生じるおそれがあると当社が認める場合は、支払義務発生日の翌日から起算して７日目を支払期日とすることがあります。この場合も当社はその旨を契約者、発電契約者、発電者または需要抑制契約者に通知いたします。

（６） 当社は、（３）の料金のうち発電量調整受電計画差対応余剰電力料金、接続対象計画差対応余剰電力料金または需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力料金を、支払期日までにお支払いいたします。ただし、支払義務発生日の翌日から起算して30日目の日が金融機関の休業日の場合の支払期日は翌営業日といたします。

35　料金その他の支払方法

（１） 契約者の料金その他の支払方法は、次によります。

イ　契約者の料金および工事費負担金その他についてはそのつど、当社が指定した金融機関を通じて払い込み等により契約者から支払っていただきます。

なお、支払いにともなう費用は、契約者の負担といたします。

ロ　イの当社が指定した金融機関を通じた払い込みによる支払いは、契約者がその金融機関に払い込まれたときになされたものといたします。

ハ　料金が支払期日までに支払われない場合には、支払期日の翌日から起算して支払いの日に至るまで、料金から消費税等相当額を差し引いた金額に対して、年10パーセント（閏年の日を含む期間についても、365日当たり

の割合といたします。）の延滞利息を契約者から申し受けます。

なお、消費税等相当額の単位は、１円とし、その端数は、切り捨てます。

また、延滞利息は、原則として、契約者が延滞利息の算定の対象となる料金を支払われた直後に支払義務が発生する料金とあわせて契約者から支払っていただきます。

ニ　契約者の料金は、支払義務の発生した順序で支払っていただきます。

（２）　発電契約者の料金その他の支払方法は、次によります。

イ　発電契約者の料金については毎月、工事費負担金その他についてはそのつど、当社が指定した金融機関を通じて払い込み等により発電契約者から支払っていただきます。

なお、支払いにともなう費用は、発電契約者の負担といたします。

ロ　イの当社が指定した金融機関を通じた払い込みによる支払いは、発電契約者がその金融機関に払い込まれたときになされたものといたします。

ハ　料金が支払期日までに支払われない場合には、支払期日の翌日から起算して支払いの日に至るまで、料金から消費税等相当額を差し引いた金額に対して、年10パーセント（閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合といたします。）の延滞利息を発電契約者から申し受けます。

なお、消費税等相当額の単位は、１円とし、その端数は、切り捨てます。

また、延滞利息は、原則として、発電契約者が延滞利息の算定の対象となる料金を支払われた直後に支払義務が発生する料金とあわせて発電契約者から支払っていただきます。

ニ　発電契約者の料金は、支払義務の発生した順序で支払っていただきます。

（３）　発電者の料金その他の支払方法は、次によります。

イ　発電者の料金については、ロによって支払われる場合を除き、そのつど、発電者から発電契約者に支払っていただきます。支払われた料金についてはそのつど、当社が指定した金融機関を通じて払い込み等により発電契約者から当社へ引き渡していただきます。

なお、引き渡しにともなう費用は、発電契約者の負担といたします。

ロ　次の場合には、発電者の料金について、当社が指定した金融機関を通じて払い込み等により発電者から支払っていただきます。

なお、支払いにともなう費用は、発電者の負担といたします。

（イ）　発電者が料金を支払期日までに発電契約者に支払われない場合

（ロ）　発電者の料金が発電契約者と発電者との間の電力受給に関する契約に係る料金を上回る場合で、発電契約者と発電者および発電契約者と当社のそれぞれにおいて合意がなされたとき。

（ハ）　その他当社が必要と認めた場合

ハ　発電者の料金について、支払いは、次のときになされたものといたします。

（イ）　イの場合、発電者から発電契約者に支払われたとき。

（ロ）　ロの当社が指定した金融機関を通じた払い込みによる場合、発電者がその金融機関に払い込まれたとき。

ニ　料金が支払期日までに支払われない場合には、支払期日の翌日から起算して支払いの日に至るまで、料金から消費税等相当額を差し引いた金額に対して、年10パーセント（閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合といたします。）の延滞利息を発電者から申し受けます。

なお、消費税等相当額の単位は、１円とし、その端数は、切り捨てます。

また、延滞利息は、原則として、発電者が延滞利息の算定の対象となる料金を支払われた直後に支払義務が発生する料金とあわせて発電者から支払っていただきます。

ホ　発電者の料金は、原則として、支払義務の発生した順序で支払っていただきます。

ヘ　この約款によって支払いを要することとなった発電者の料金、延滞利息および契約超過金以外の債務（保証金、違約金その他この約款から生ずる金銭債務をいいます。）についてはそのつど、当社が指定した金融機関を

通じて払い込み等により発電者から支払っていただきます。

なお、支払いにともなう費用は、発電者の負担といたします。

（４） 需要抑制契約者の料金その他の支払方法は、次によります。

イ　需要抑制契約者の料金については毎月、当社が指定した金融機関を通じて払い込み等により需要抑制契約者から支払っていただきます。

なお、支払いにともなう費用は、需要抑制契約者の負担といたします。

ロ　イの当社が指定した金融機関を通じた払い込みによる支払いは、需要抑制契約者がその金融機関に払い込まれたときになされたものといたします。

ハ　料金が支払期日までに支払われない場合には、支払期日の翌日から起算して支払いの日に至るまで、料金から消費税等相当額を差し引いた金額に対して、年10パーセント（閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合といたします。）の延滞利息を需要抑制契約者から申し受けます。

なお、消費税等相当額の単位は、１円とし、その端数は、切り捨てます。

また、延滞利息は、原則として、需要抑制契約者が延滞利息の算定の対象となる料金を支払われた直後に支払義務が発生する料金とあわせて需要抑制契約者から支払っていただきます。

ニ　需要抑制契約者の料金は、支払義務の発生した順序で支払っていただきます。

（５） 当社の料金の支払方法は、次によります。

イ　当社の料金については毎月、契約者、発電契約者または需要抑制契約者が指定する金融機関の銀行口座に払い込みによってお支払いいたします。

なお、支払いにともなう費用は、当社で負担いたします。

ロ　料金の支払いは、当社がその金融機関に払い込みしたときになされたものといたします。

ハ　当社が料金を支払期日までに支払わない場合、当社は、支払期日の翌日から起算して支払いの日に至るまで、料金から消費税等相当額を差し引いた金額に対して、年10パーセント（閏年の日を含む期間についても、365

日当たりの割合といたします。）の延滞利息を契約者、発電契約者または需要抑制契約者にお支払いいたします。

なお、消費税等相当額の単位は、１円とし、その端数は、切り捨てます。

また、延滞利息は、原則として、当社が延滞利息の算定の対象となる料金をお支払いした直後に支払義務が発生する料金とあわせてお支払いいたします。

36 保　証　金

（１） 契約者の場合は、次によります。

イ　当社は、次のいずれかに該当する場合で、必要と認められるときは、契約者から、接続供給の開始もしくは再開に先だって、または供給継続の条件として、それぞれ予想月額料金の３月分に相当する金額をこえない範囲で保証金を預けていただきます。

（イ） 料金の支払いの延滞があった場合

（ロ） 30分ごとの接続対象電力量に対する接続対象計画電力量の割合が急激に低下したこと等によって､31（電力および電力量の算定）（22）によって算定された値が著しく大きい場合または31(電力および電力量の算定)（22）によって算定される値が著しく大きくなることが想定される場合で、接続対象計画電力量が接続対象電力量に比べて著しく不適当と認められ、40（適正契約の保持等）（３）によって当社が使用状態をすみやかに適正なものに修正するよう求めたにもかかわらず、その求めに応じていただけないとき。

（ハ） 新たに接続供給を開始し、または契約電力等を増加される場合

ロ　契約者は、当社があらかじめ定め、通知した期日までに保証金を預けていただきます。

ハ　保証金の預かり期間は、２年以内といたします。

ニ　当社は、接続供給契約が消滅した場合または支払いの延滞が生じた場合

には、保証金を契約者の支払額に充当することがあります。

ホ　当社は、保証金について利息を付しません。

ヘ　当社は、保証金の預かり期間満了前であっても接続供給契約が消滅した場合には、保証金をお返しいたします。ただし、ニにより支払額に充当した場合は、その残額をお返しいたします。

（２）　発電契約者の場合は、次によります。

イ　当社は、料金の支払いの延滞があった発電契約者、または新たに発電量調整供給を開始される発電契約者から、発電量調整供給の開始もしくは再開に先だって、または供給継続の条件として、予想月額料金の３月分に相当する金額をこえない範囲で保証金を預けていただくことがあります。

ロ　保証金の預かり期間は、２年以内といたします。

ハ　当社は、発電量調整供給契約が消滅した場合または支払いの延滞が生じた場合には、保証金を発電契約者の支払額に充当することがあります。

ニ　当社は、保証金について利息を付しません。

ホ　当社は、保証金の預かり期間満了前であっても発電量調整供給契約が消滅した場合には、保証金をお返しいたします。ただし、ハにより支払額に充当した場合は、その残額をお返しいたします。

（３）　発電者の場合は、次によります。

イ　当社は、料金の支払いの延滞があった発電者、新たに受電地点を設定される発電者または同時最大受電電力を増加される発電者から、系統連系受電サービスの開始もしくは再開に先だって、または系統連系受電サービス継続の条件として、予想月額料金の３月分に相当する金額をこえない範囲で保証金を預けていただくことがあります。

ロ　保証金の預かり期間は、２年以内といたします。

ハ　当社は、系統連系受電契約が消滅した場合または支払いの延滞が生じた場合には、保証金を発電者の支払額に充当することがあります。

ニ　当社は、保証金について利息を付しません。

ホ　当社は、保証金の預かり期間満了前であっても系統連系受電契約が消滅した場合には、保証金をお返しいたします。ただし、ハにより支払額に充当した場合は、その残額をお返しいたします。

（４）　需要抑制契約者の場合は、次によります。

イ　当社は、料金の支払いの延滞があった需要抑制契約者、または新たに需要抑制量調整供給を開始される需要抑制契約者から、需要抑制量調整供給の開始もしくは再開に先だって、または供給継続の条件として、予想月額料金の３月分に相当する金額をこえない範囲で保証金を預けていただくことがあります。

ロ　保証金の預かり期間は、２年以内といたします。

ハ　当社は、需要抑制量調整供給契約が消滅した場合または支払いの延滞が生じた場合には、保証金を需要抑制契約者の支払額に充当することがあります。

ニ　当社は、保証金について利息を付しません。

ホ　当社は、保証金の預かり期間満了前であっても需要抑制量調整供給契約が消滅した場合には、保証金をお返しいたします。ただし、ハにより支払額に充当した場合は、その残額をお返しいたします。

37　連 帯 責 任

１接続供給契約において契約者が複数となる場合、接続対象計画差対応補給電力料金、給電指令時補給電力料金等に係る金銭債務および接続供給契約の履行に関する事項（接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金、予備送電サービス料金、契約超過金、違約金または工事費負担金等に係る金銭債務を除きます。）については、複数の契約者全員が連帯して責任を負うものといたします。

Ⅴ　供　　給

38　託送供給等の実施

（１）　接続供給の場合

イ　電力量については、次のとおりにしていただきます。

（イ）　契約者は、別表10（需要計画・調達計画・販売計画）に定める翌日計画および当日計画の需要想定値が30分ごとに接続対象電力量と一致するようにしていただきます。

（ロ）　契約者は、別表10（需要計画・調達計画・販売計画）に定める翌日計画および当日計画の需要想定値に対する取引計画（調達計画から販売計画を差し引いたものといたします。）が30分ごとに別表10（需要計画・調達計画・販売計画）に定める翌日計画および当日計画の需要想定値と一致するようにしていただきます。

ロ　契約者は、接続供給の実施に先だち、需要計画、調達計画および販売計画を当社所定の様式により電力広域的運営推進機関を通じて当社に通知していただきます。この場合、当社は、契約者が通知した需要計画、調達計画または販売計画が不適当と認められる場合には、すみやかに適正なものに修正していただきます。

ハ　原則として、需要計画、調達計画および販売計画の通知の期限および通知の内容は別表10（需要計画・調達計画・販売計画）のとおりといたします。

ニ　15（供給および契約の単位）（２）イ（イ）により当社が分割接続供給を行なう場合、9（検討および契約の申込み）（４）イ（ヲ）ｃの契約者は、分割接続供給の実施に先だち、通告電力量を当社所定の様式により電力広域的運営推進機関を通じて当社に通知していただきます。

なお、通知の期限はあらかじめ双方の契約者と当社との協議によって定めます。

また、当社は、契約者が通知した通告電力量が不適当と認められる場合には、すみやかに適正なものに修正していただきます。

ホ　契約者は、当社が系統運用上の必要に応じてハに定める内容以外の計画を求めた場合は、すみやかに、原則として電力広域的運営推進機関を通じて、当社に通知していただきます。

ヘ　契約者がロもしくはホで通知した計画またはニで通知した通告電力量を変更する必要が生じた場合には、すみやかに、原則として電力広域的運営推進機関を通じて、当社に通知していただきます。

ト　当社は、電気の需給状況、供給設備の状況その他によって、契約者から通知された計画の調整を行なうことがあります。

チ　当社は、系統運用上の制約その他によって、低圧で供給する場合を除き、契約者または需要者に給電指令を行なうことがあります。この場合、契約者および需要者は当社の給電指令にしたがっていただきます。

なお、当社は、39（給電指令の実施等）および75（保安等に対する発電者および需要者の協力）（４）に定める事項その他系統運用上必要な事項について、需要者と別途申合書を作成いたします。

（２）　振替供給の場合

イ　契約者は、当社が系統運用上の必要に応じて当社が指定する計画を求めた場合は、すみやかに、原則として電力広域的運営推進機関を通じて、当社に通知していただきます。

ロ　契約者がイで通知した計画を変更する必要が生じた場合には、すみやかに、原則として電力広域的運営推進機関を通じて、当社に通知していただきます。

ハ　当社は、系統運用上の制約その他によって、契約者に給電指令を行なうことがあります。この場合、契約者は当社の給電指令にしたがっていただきます。

（３） 発電量調整供給の場合

イ　電力量については、次のとおりにしていただきます。

（イ） 発電契約者は、別表11（発電計画・調達計画・販売計画）に定める翌日計画および当日計画の発電計画と調達計画の合計値が30分ごとに販売計画の値と一致するようにしていただきます。

（ロ） 発電契約者は、発電量調整受電電力量を、30分ごとに別表11（発電計画・調達計画・販売計画）に定める翌日計画および当日計画の発電計画と一致するようにしていただきます。

ロ　発電契約者は、発電量調整供給の実施に先だち、発電計画、調達計画および販売計画を当社所定の様式により電力広域的運営推進機関を通じて当社に通知していただきます。この場合、当社は、発電契約者が通知した発電計画、調達計画または販売計画が不適当と認められる場合には、すみやかに適正なものに修正していただきます。

ハ　原則として、発電計画、調達計画および販売計画の通知の期限および通知の内容は別表11（発電計画･調達計画･販売計画）のとおりといたします。

ニ　発電契約者は、当社が系統運用上の必要に応じてハに定める内容以外の計画を求めた場合は、すみやかに、原則として電力広域的運営推進機関を通じて、当社に通知していただきます。

ホ　当社は、供給設備の状況その他によって、発電契約者から通知された計画の調整を行なうことがあります。

ヘ　発電契約者は、受電地点において他の発電量調整供給等と同一計量する場合は、発電者と協議のうえ、原則として、ロの発電計画の通知にあわせて、受電地点において計量される電力量の仕訳に係る順位を電力広域的運営推進機関を通じて当社に通知していただきます。

ト　発電契約者がロもしくはニで通知した計画またはヘで通知した順位を変更する必要が生じた場合には、すみやかに、原則として電力広域的運営推進機関を通じて、当社に通知していただきます。

なお、発電契約者が希望される場合で、運用方法の基本事項等について当社が確認できるときには、あらかじめ定めた発電場所について、別表11（発電計画･調達計画･販売計画）に定める当日計画を変更するときに限り、発電者を通じてこの変更を行なうことができます。この場合、当社は、あらかじめ発電契約者および発電者と協議のうえ必要な事項について別途申合書を作成いたします。

チ　当社は、系統運用上の制約その他によって、低圧で受電する場合を除き、発電契約者または発電者に給電指令を行なうことがあります。この場合、発電契約者および発電者は当社の給電指令にしたがっていただきます。

なお、当社は、39（給電指令の実施等）および75（保安等に対する発電者および需要者の協力）（４）に定める事項その他系統運用上必要な事項について、発電者と別途申合書を作成いたします。

（４）　需要抑制量調整供給の場合

イ　電力量については、次のとおりにしていただきます。

（イ）　需要抑制契約者は、別表12（需要抑制計画･調達計画･販売計画･ベースライン）に定める翌日計画および当日計画の調達計画が30分ごとに販売計画の値と一致するようにしていただきます。

（ロ）　需要抑制契約者は、需要抑制量調整受電電力量を、30分ごとに別表12（需要抑制計画・調達計画・販売計画・ベースライン）に定める翌日計画および当日計画の需要抑制計画と一致するようにしていただきます。

ロ　需要抑制契約者は、需要抑制量調整供給の実施に先だち、需要抑制計画、調達計画、販売計画およびベースラインを当社所定の様式により電力広域的運営推進機関を通じて当社に通知していただきます。この場合､当社は、需要抑制契約者が通知した需要抑制計画、調達計画、販売計画およびベースラインが不適当と認められる場合には、すみやかに適正なものに修正していただきます。

ハ　原則として、需要抑制計画、調達計画、販売計画およびベースラインの

通知の期限および通知の内容は別表12（需要抑制計画・調達計画・販売計画・ベースライン）のとおりといたします。

ニ　需要抑制契約者は、当社が系統運用上の必要に応じてハに定める内容以外の計画を求めた場合は、すみやかに、原則として電力広域的運営推進機関を通じて、当社に通知していただきます。

ホ　当社は、供給設備の状況その他によって、需要抑制契約者から通知された計画の調整を行なうことがあります。

ヘ　需要抑制契約者は、需要抑制を行なう需要場所において他の需要抑制量調整供給とあわせて需要抑制を行なう場合は、需要者と協議のうえ、ロの需要抑制計画の通知にあわせて、需要抑制量調整受電電力量の仕訳に係る順位を電力広域的運営推進機関を通じて当社に通知していただきます。

ト　需要抑制契約者がロもしくはニで通知した計画またはヘで通知した順位を変更する必要が生じた場合には、すみやかに、原則として電力広域的運営推進機関を通じて、当社に通知していただきます。

39　給電指令の実施等

（1）　当社は、系統運用上の制約その他によって必要な場合には、38（託送供給等の実施）（3）ホにかかわらず、発電者に定期検査または定期補修の時期を変更していただくことがあります。

（2）　当社は、低圧で受電または供給する場合を除き、次の場合には、契約者、発電契約者、発電者または需要者に給電指令を行ない、発電者の発電もしくは放電または需要者の電気の使用を制限し、もしくは中止し、または振替供給もしくは発電量調整供給の全部もしくは一部を中止することがあります。ただし、緊急やむをえない場合は、当社は、給電指令を行なうことなく、発電者の発電もしくは放電または需要者の電気の使用を制限し、もしくは中止し、または振替供給もしくは発電量調整供給の全部もしくは一部を中止することがあります。

イ　当社が維持および運用する供給設備に故障が生じ、または故障が生ずるおそれがある場合

ロ　当社が維持および運用する供給設備の点検、修繕、変更その他の工事上やむをえない場合

ハ　系統全体の需要が大きく低下し、調整電源による対策の実施にもかかわらず、原子力発電または水力発電を抑制する必要が生じた場合

ニ　振替供給の場合で、当社の供給区域内の需要に対する電気の供給に支障が生じ、または支障が生ずるおそれがあるとき。

ホ　イおよびロ以外の場合で、送電設備および変電設備で構成される電力系統のうち、当社の供給区域における最上位電圧から二階級の送電設備および変電設備で構成される電力系統ならびに当社が指定した電力系統（以下「基幹系統」といいます。）における電気の潮流が系統安定度等にもとづき算定される運用可能な容量を超過し、または超過するおそれがあり、発電設備等の出力を抑制する必要が生じたとき。

ヘ　イおよびロ以外の場合で、送電設備および変電設備で構成される電力系統のうち、基幹系統および当社以外の一般送配電事業者との会社間連系点に至る供給設備以外の電力系統（以下「ローカル系統」といいます。）における電気の潮流が系統安定度等にもとづき算定される運用可能な容量を超過し、または超過するおそれがあり、発電設備等の出力を抑制する必要が生じたとき。

ト　その他電気の需給上または保安上必要がある場合

（３）　当社は、低圧で受電または供給する場合で、（２）イ、ロ、ホ、ヘまたはトのときには、発電者の発電もしくは放電または需要者の電気の使用を制限し、もしくは中止し、または振替供給もしくは発電量調整供給の全部もしくは一部を中止することがあります。

なお、この場合には、当社は、あらかじめその旨を広告その他によって発電者または需要者にお知らせいたします。ただし、緊急やむをえない場合は、

この限りではありません。

（４） 当社は、接続供給において、受電地点を会社間連系点とする電気に係る振替供給契約にもとづく給電指令等により、原則として30分ごとの実需給の開始時刻の１時間前以降に当該振替供給等の全部または一部を中止された場合（会社間連系点等における電気の潮流が系統安定度等にもとづき算定される運用可能な容量を超過することにともなう場合に限ります。）は、供給地点における電気の供給に系統運用上の制約がある場合を除き、当該振替供給等の中止の解除までの間、これにより生じた小売電気事業、特定送配電事業または自己等への電気の供給の用に供する電気の不足電力の補給にあてるための電気を供給いたします。

（５） 当社は、発電量調整供給において、（２）イ、ロ、ホ、へまたはトの場合で、給電指令等により、原則として30分ごとの実需給の開始時刻の１時間前以降に発電者の発電もしくは放電を制限し、または中止したときは、供給地点における電気の供給に系統運用上の制約がある場合を除き、当該発電もしくは放電の制限または中止の解除までの間､これにより生じた小売電気事業、特定送配電事業または自己等への電気の供給の用に供する電気の不足電力の補給にあてるための電気を供給いたします。ただし、発電量調整供給に係る発電設備等が調整電源に該当する場合（当該発電設備等に故障等が生じたときを除きます。）は適用いたしません。

（６） 当社は、発電量調整供給において、（２）ハの場合で、給電指令等により、原則として30分ごとの実需給の開始時刻の１時間前以降に発電者の発電もしくは放電を制限し、または中止したときは、当該発電もしくは放電の制限または中止の解除までの間、これにより生じた小売電気事業、特定送配電事業または自己等への電気の供給の用に供する電気の不足電力の補給にあてるための電気を供給いたします。ただし、発電量調整供給に係る発電設備等が調整電源に該当する場合（当該発電設備等に故障等が生じたときを除きます。）は適用いたしません。

（7） 当社は、（2）または（3）によって、発電者の発電もしくは放電または需要者の電気の使用を制限し、または中止した場合、これにともなう料金の減額は行ないません。

（8） 予備送電サービスの使用を制限し、または中止した場合、これにともなう料金の減額は行ないません。

（9） 当社は、（2）イの場合で、発電量調整供給に係る発電設備等に対してＮ－１電制を実施したときは、これにより生じた小売電気事業、特定送配電事業または自己等への電気の供給の用に供する電気の不足電力量（以下「Ｎ－１電制時調達不足電力量」といいます。）の調達に要した費用の実費相当額に、Ｎ－１電制が実施された発電設備等を再度起動するために要した燃料費等の費用の実費を加えた金額から、Ｎ－１電制が実施されなかったとしたときにその発電設備等がＮ－１電制時調達不足電力量を発電または放電するのに要したであろう費用に相当する金額を差し引いた金額について、電力広域的運営推進機関が認める範囲においてＮ－１電制オペレーション費用として発電契約者にお支払いいたします。

40 適正契約の保持等

（1） 当社は、契約者、発電契約者、発電者または需要抑制契約者との接続供給契約、振替供給契約、発電量調整供給契約、系統連系受電契約または需要抑制量調整供給契約が使用状態、発電・放電状態または需要抑制状態に比べて不適当と認められる場合には、その契約をすみやかに適正なものに変更していただきます。

（2） 当社は、発電量調整受電電力が契約受電電力または同時最大受電電力をこえる場合には、その契約受電電力または同時最大受電電力をすみやかに適正なものに変更していただきます。

（3） 当社は、31（電力および電力量の算定）(22) もしくは (23) によって算定された値が著しく大きい場合、31（電力および電力量の算定）(20) イも

しくは（21）イによって算定された値が著しく大きい場合、31（電力および電力量の算定）（20）ロもしくは（21）ロによって算定された値が著しく大きい場合（いずれの場合も、給電指令時補給電力量として算定された値を除きます。）、31（電力および電力量の算定）（24）もしくは（25）によって算定された値が著しく大きい場合または31（電力および電力量の算定）（17）のベースラインもしくは分割接続供給における通告電力量が著しく不適当と認められる場合等、契約者との接続供給契約に比べて使用状態が不適当と認められる場合、発電契約者との発電量調整供給契約に比べて発電・放電状態が不適当と認められる場合または需要抑制契約者との需要抑制量調整供給契約に比べて需要抑制状態が不適当と認められる場合には、使用状態、発電・放電状態または需要抑制状態をすみやかに適正なものに修正していただきます。

41　契約超過金

（１）　契約者が接続送電サービス契約電力、臨時接続送電サービス契約電力または予備送電サービス契約電力をこえて電気を使用された場合には、当社の責めとなる理由による場合を除き、当社は、契約超過電力に接続送電サービスもしくは臨時接続送電サービスの該当基本料金率または予備送電サービスの該当料金率を乗じてえた金額をその１月の力率により割引または割増ししたもの（ただし､予備送電サービス契約電力をこえて電気を使用された場合は、力率による割引または割増しをいたしません。）の1.5倍に相当する金額を、契約超過金として契約者から申し受けます。

なお、この場合、契約超過電力とは、その１月の最大需要電力等から接続送電サービス契約電力、臨時接続送電サービス契約電力または予備送電サービス契約電力を差し引いた値といたします。

また、当社が分割接続供給を行なう供給地点において、いずれかの契約者が接続送電サービス契約電力、臨時接続送電サービス契約電力または予備送

電サービス契約電力をこえて当社のサービスを利用された場合は、それぞれの契約者に係る接続送電サービス、臨時接続送電サービスまたは予備送電サービスにおける契約超過金とあわせて、33（料金の算定）(11)、(12）または（13）にもとづき料金の調整を行なうために、１供給地点につき、１接続送電サービス、１臨時接続送電サービスまたは１予備送電サービスを適用したときの契約超過金を算定し､それぞれの契約者に係る接続送電サービス、臨時接続送電サービスまたは予備送電サービスにおける契約超過金の合計と、１供給地点につき、１接続送電サービス、１臨時接続送電サービスまたは１予備送電サービスを適用した場合における契約超過金との間に差が生ずるときは、33（料金の算定）(11)、(12）または（13）に準じて契約超過金の調整を行ないます。

（２） 発電者が同時最大受電電力をこえて発電または放電された場合には、当社の責めとなる理由による場合を除き、当社は、契約超過受電電力に系統連系受電サービスの基本料金率を乗じてえた金額の1.5倍に相当する金額を、契約超過金として発電者から申し受けます。

なお、この場合、契約超過受電電力は、次によって受電地点ごとに、発電バランシンググループごとに定めます。

イ 発電場所が１発電バランシンググループに属している場合

（イ） 同時最大受電電力が発電設備等に係る供給地点の接続送電サービス契約電力（発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は、１接続送電サービスを適用したときのその１月の接続送電サービス契約電力といたします。）を上回る場合または発電設備等に係る供給地点において電灯定額接続送電サービスが適用されている場合

その１月の最大連系電力等から同時最大受電電力を差し引いた値といたします。

（ロ） 同時最大受電電力が発電設備等に係る供給地点の接続送電サービス契約電力（発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行な

う場合は、１接続送電サービスを適用したときのその１月の接続送電サービス契約電力といたします。）を下回る場合

その１月の最大連系電力等から発電設備等に係る供給地点の接続送電サービス契約電力（発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は、１接続送電サービスを適用したときのその１月の接続送電サービス契約電力といたします。）を差し引いた値といたします。ただし、差し引いた値が零を下回る場合は、契約超過金を申し受けません。

ロ　発電場所が複数の発電バランシンググループに属している場合

（イ）　同時最大受電電力が発電設備等に係る供給地点の接続送電サービス契約電力（発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は、１接続送電サービスを適用したときのその１月の接続送電サービス契約電力といたします。）を上回る場合または発電設備等に係る供給地点において電灯定額接続送電サービスが適用されている場合

発電バランシンググループごとの契約超過受電電力は、その１月の最大連系電力等を契約受電電力の比であん分してえた値から同時最大受電電力を契約受電電力の比であん分してえた値を差し引いた値といたします。

（ロ）　同時最大受電電力が発電設備等に係る供給地点の接続送電サービス契約電力（発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は、１接続送電サービスを適用したときのその１月の接続送電サービス契約電力といたします。）を下回る場合

発電バランシンググループごとの契約超過受電電力は、その１月の最大連系電力等を契約受電電力の比であん分してえた値から発電設備等に係る供給地点のその１月の接続送電サービス契約電力（発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は、１接続送電サービスを適用したときのその１月の接続送電サービス契約電力といた

します。）を契約受電電力の比であん分してえた値を差し引いた値といたします。ただし、差し引いた値が零を下回る場合は、契約超過金を申し受けません。

ハ　イおよびロにおいて、契約超過受電電力の算定上、次のものについても接続送電サービス契約電力１キロワットとみなします。

（イ）　臨時接続送電サービス契約電力（発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は、１臨時接続送電サービスを適用したときの臨時接続送電サービス契約電力といたします。）１キロワット

（ロ）　接続送電サービス契約容量または臨時接続送電サービス契約容量１キロボルトアンペア

（ハ）　電灯臨時定額接続送電サービスにおける契約負荷設備の総容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表４〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）１キロボルトアンペア

ただし、電灯臨時定額接続送電サービスにおける契約負荷設備の総容量の端数は、小数点以下第１位で四捨五入いたします。

（ニ）　附則３（揚水発電設備等が設置された需要場所に接続供給を行なう場合の特別措置）の適用を受けている場合の接続供給課金対象電力（揚水発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は、１接続送電サービスまたは１臨時接続送電サービスを適用したときの接続供給課金対象電力といたします。）１キロワット

（３）　契約超過金の支払期日および支払方法については、次のとおりといたします。

イ　契約者の場合

契約電力をこえて電気を使用された月の検針日が供給側料金算定日となる日程等別料金（該当する日程等別料金がない場合は、供給側料金算定日が直後の日程等別料金といたします。）の支払期日までに、原則として、その日程等別料金とあわせて支払っていただきます。

ロ　発電者の場合

同時最大受電電力をこえて発電または放電された月の検針日が受電側料金算定日となる系統連系受電サービス料金（該当する系統連系受電サービス料金がない場合は、受電側料金算定日が直後の系統連系受電サービス料金といたします。）の支払期日までに、原則として、その系統連系受電サービス料金とあわせて支払っていただきます。

42　力率の保持

（1）　低圧で供給する場合

イ　接続供給における供給地点ごとの力率は、原則として、電灯定額接続送電サービス、電灯標準接続送電サービス、電灯時間帯別接続送電サービス、電灯従量接続送電サービス、電灯臨時定額接続送電サービスまたは電灯臨時接続送電サービスの適用を受ける供給地点については90パーセント以上、その他の供給地点については85パーセント以上に保持していただきます。

ロ　進相用コンデンサを取り付ける場合は、それぞれの電気機器ごとに取り付けていただきます。ただし、やむをえない事情によって、２以上の電気機器に対して一括して取り付ける場合は、進相用コンデンサの開放により、軽負荷時の力率が進み力率とならないようにしていただきます。

なお、進相用コンデンサは、別表13（進相用コンデンサ取付容量基準）を基準として取り付けていただきます。

（2）　高圧または特別高圧で供給する場合

イ　接続供給における供給地点ごとの力率は、原則として85パーセント以上に保持していただきます。

なお、軽負荷時には進み力率とならないようにしていただきます。

ロ　当社は、技術上必要がある場合には、進相用コンデンサの開閉をお願いすることおよび接続する進相用コンデンサ容量を協議させていただくこと

があります。

なお、この場合の当該供給地点の１月の力率は、必要に応じて契約者と当社との協議（分割接続供給の場合は、双方の契約者と当社との協議といたします。）によって定めます。

43　発電場所および需要場所への立入りによる業務の実施

当社は、次の業務を実施するため、発電者の承諾をえて発電者の土地もしくは建物に、または需要者の承諾をえて需要者の土地もしくは建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合（託送供給または発電量調整供給の終了後の立入りとなる場合を含みます。）には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。

なお、発電者または需要者のお求めに応じ、係員は、所定の証明書を提示いたします。

（１）　受電地点に至るまでの当社の供給設備および供給地点に至るまでの当社の供給設備または計量器等発電場所内および需要場所内の当社の電気工作物の設計、施工（取付けおよび取外しを含みます。）、改修または検査

（２）　75（保安等に対する発電者および需要者の協力）によって必要な発電者または需要者の電気工作物の検査等の業務

（３）　不正な電気の使用の防止等に必要な、発電者もしくは需要者の電気機器の試験、契約負荷設備、契約主開閉器もしくはその他電気工作物の確認もしくは検査または発電者もしくは需要者の電気の使用用途の確認

（４）　計量器の検針または計量値の確認

（５）　45（託送供給等の停止）、53（契約の廃止）または55（解約等）により必要な処置

（６）　その他この約款によって、接続供給契約、振替供給契約、発電量調整供給契約および系統連系受電契約の成立、変更もしくは終了等に必要な業務または当社の電気工作物にかかわる保安の確認に必要な業務

44　託送供給等にともなう協力

（1）　発電者または需要者が次の原因等により他者の電気の使用を妨害し、もしくは妨害するおそれがある場合、または当社もしくは他の電気事業者の電気工作物に支障を及ぼし、もしくは支障を及ぼすおそれがある場合（この場合の判定は、その原因となる現象が最も著しいと認められる地点で行ないます。）には、託送供給契約については契約者の、発電量調整供給契約については発電契約者の負担で、必要な調整装置または保護装置を発電場所または需要場所に施設していただくとともに、とくに必要がある場合には、託送供給契約については契約者の、発電量調整供給契約については発電契約者の負担で、当社が供給設備を変更し、または専用供給設備を施設いたします。

イ　負荷等の特性によって各相間の負荷が著しく平衡を欠く場合

ロ　負荷等の特性によって電圧または周波数が著しく変動する場合

ハ　負荷等の特性によって波形に著しいひずみを生ずる場合

ニ　著しい高周波または高調波を発生する場合

ホ　その他イ、ロ、ハまたはニに準ずる場合

（2）　発電者または需要者が発電設備等を当社の供給設備に電気的に接続して使用される場合は、（1）に準じて取り扱います。

なお、この場合の料金その他の連系条件は、別に定める発電設備系統連系サービス要綱によります。

45　託送供給等の停止

（1）　契約者、発電契約者、発電者または需要者が次のいずれかに該当する場合には、当社は、当該託送供給または発電量調整供給を停止することがあります。

イ　契約者、発電契約者、発電者または需要者の責めとなる理由により生じた保安上の危険のため緊急を要する場合

ロ　発電場所内または需要場所内の当社の電気工作物を故意に損傷し、または亡失して、当社に重大な損害を与えた場合

ハ　62（引込線の接続）に反して、当社の供給設備と発電者の電気設備または需要者の電気設備との接続を行なった場合

（2）　契約者、発電契約者、発電者または需要者が次のいずれかに該当し、当社が契約者、発電契約者または発電者にその旨を警告しても改めない場合には、当社は、当該託送供給または発電量調整供給を停止することがあります。

イ　契約者、発電契約者、発電者または需要者の責めとなる理由により保安上の危険がある場合

ロ　電気工作物の改変等によって不正に当社の電線路を使用、電気を使用または発電もしくは放電された場合

ハ　契約負荷設備以外の負荷設備によって電気を使用された場合

ニ　動力標準接続送電サービス、動力時間帯別接続送電サービス、動力従量接続送電サービス、動力臨時定額接続送電サービスまたは動力臨時接続送電サービスの場合で、変圧器、発電設備等その他を介して、電灯または小型機器を使用されたとき。

ホ　43（発電場所および需要場所への立入りによる業務の実施）に反して、当社の係員の立入りによる業務の実施を正当な理由なく拒否された場合

ヘ　44（託送供給等にともなう協力）によって必要となる措置を講じられない場合

（3）　契約者、発電契約者または発電者が次のいずれかに該当し、当社が契約者、発電契約者または発電者にその改善を求めた場合で、40（適正契約の保持等）に定める適正契約への変更および適正な使用状態または発電・放電状態への修正に応じていただけないときには、当社は、当該託送供給または発電量調整供給を停止することがあります。

イ　接続送電サービス契約電力をこえて接続送電サービスを使用される場合

ロ　臨時接続送電サービス契約電力をこえて臨時接続送電サービスを使用される場合

ハ　予備送電サービス契約電力をこえて予備送電サービスを使用される場合

ニ　発電量調整受電電力が契約受電電力または同時最大受電電力をこえる場合

ホ　接続供給電力が接続送電サービス契約電力を継続して下回る場合（19〔接続送電サービス〕（３）イ（ニ）に定める電灯従量接続送電サービス、19〔接続送電サービス〕（３）イ（ト）に定める動力従量接続送電サービス、19〔接続送電サービス〕（３）ロ（ハ）に定める高圧従量接続送電サービスまたは19〔接続送電サービス〕（３）ハ（ハ）に定める特別高圧従量接続送電サービスの適用を受ける場合に限ります。）

（４）　発電者または需要者がその他この約款に反した場合には、当社は、当該託送供給または発電量調整供給を停止することがあります。

（５）　（１）から（４）によって当該託送供給または発電量調整供給を停止する場合には、当社は、当社の供給設備または発電者もしくは需要者の電気設備において、託送供給または発電量調整供給の停止のための適当な処置を行ないます。

なお、この場合には、必要に応じて発電者および需要者に協力をしていただきます。

また、停止のための適当な処置を行なう場合には、その旨を文書等により発電者または需要者にお知らせすることがあります。

46　託送供給等の停止の解除

45（託送供給等の停止）によって託送供給または発電量調整供給を停止した場合で、契約者、発電契約者、発電者および需要者がその理由となった事実を解消したときには、当社は、すみやかに当該託送供給または発電量調整供給を再開いたします。

47　託送供給等の停止期間中の料金

45（託送供給等の停止）によって接続供給または発電量調整供給を停止した

場合には、その停止期間中については、まったく電気を使用しない場合またはまったく発電もしくは放電しない場合の月額料金を33（料金の算定）により日割計算をして、料金を算定いたします。

48 違 約 金

（1） 契約者、発電契約者、発電者または需要者が次のいずれかに該当し、そのために料金の全部または一部の支払いを免れた場合には、当社は、その免れた金額の３倍に相当する金額を、違約金として接続供給契約については契約者から、発電量調整供給契約については発電契約者から、系統連系受電契約については発電者から申し受けます。

イ　1（適用）に定める用途以外の用途に電気を使用された場合

ロ　45（託送供給等の停止）（2）ロ、ハまたはニの場合

（2） （1）の免れた金額は、この約款に定められた供給条件にもとづいて算定された金額と、不正な使用方法または発電・放電方法にもとづいて算定された金額との差額といたします。

（3） 不正に使用した期間または不正に発電もしくは放電した期間が確認できない場合は、６月以内で当社が決定した期間といたします。

49 損害賠償の免責

（1） 11（託送供給等の開始）（2）によって託送供給または電力量調整供給の開始日を変更した場合、39（給電指令の実施等）によって発電者の発電もしくは放電または需要者の電気の使用を制限し、もしくは中止した場合、または発電者の発電設備等に連系する当社の供給設備の事故により発電者の発電もしくは放電を制限し、または中止した場合で、それが当社の責めとならない理由によるものであるときには、当社は、契約者、発電契約者、需要抑制契約者､発電者または需要者の受けた損害について賠償の責めを負いません。

（2） 45（託送供給等の停止）によって託送供給もしくは発電量調整供給を停止

した場合または55（解約等）によって接続供給契約、振替供給契約、発電量調整供給契約、系統連系受電契約もしくは需要抑制量調整供給契約を解約した場合には、当社は、契約者、発電契約者、需要抑制契約者、発電者または需要者の受けた損害について賠償の責めを負いません。

（３） 45（託送供給等の停止）によって停止のための適当な処置を行なう旨を文書等により発電者もしくは需要者にお知らせした場合または55（解約等）によって契約者もしくは発電契約者が55（解約等）（１）ロに該当する旨を文書等により発電者もしくは需要者にお知らせした場合には、当社は、契約者、発電契約者、需要抑制契約者、発電者または需要者の受けた損害について賠償の責めを負いません。

（４） 当社に故意または過失がある場合を除き、当社は、契約者、発電契約者、需要抑制契約者、発電者または需要者が漏電その他の事故により受けた損害について賠償の責めを負いません。

50　設備の賠償

契約者、発電契約者、発電者または需要者が故意または過失によって、発電場所内または需要場所内の当社の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、または亡失した場合は、その設備について次の金額を託送供給契約については契約者に、発電量調整供給契約については発電契約者に賠償していただきます。

（１） 修理可能の場合

修理費

（２） 亡失または修理不可能の場合

帳簿価額と取替工費との合計額

Ⅵ　契約の変更および終了

51　契約の変更

（１）　接続供給契約、振替供給契約、発電量調整供給契約、系統連系受電契約または需要抑制量調整供給契約の内容に変更が生ずる場合は、Ⅱ（契約の申込み）に定める新たに接続供給契約、振替供給契約、発電量調整供給契約、系統連系受電契約または需要抑制量調整供給契約を希望される場合に準じて接続供給契約、振替供給契約、発電量調整供給契約、系統連系受電契約または需要抑制量調整供給契約を変更するものとし、すみやかに当社に変更を申し出ていただきます。

（２）　契約電力等、契約受電電力または同時最大受電電力の減少を希望される場合の（１）による契約の変更は、次のとおりといたします。

ただし、当社の供給設備を同一条件で継続して利用または反復して利用されることが想定されるにもかかわらず、発電契約者から、発電設備等の検査、補修、休止等の理由により契約受電電力または同時最大受電電力の減少の申出がある場合は、正当な理由がない限り、契約受電電力または同時最大受電電力の減少はできないものといたします。

イ　契約者または発電契約者は、あらかじめ契約電力等、契約受電電力または同時最大受電電力の減少希望日を定めて、当社に申し出ていただきます。この場合、当社は、原則として、契約者または発電契約者が申し出た契約電力等、契約受電電力または同時最大受電電力の減少希望日に契約電力等、契約受電電力または同時最大受電電力を減少させるための適当な処置を行ないます。

ロ　契約電力等、契約受電電力または同時最大受電電力は、次の場合を除き、契約者または発電契約者が当社に申し出た減少希望日に減少いたします。

（イ）　当社が契約者または発電契約者からの申出を減少希望日の翌日以降に受けた場合は、申出を受けた日に契約電力等、契約受電電力または同時

最大受電電力が減少したものといたします。

（ロ） 当社の責めとならない理由（非常変災等の場合を除きます。）により契約電力等、契約受電電力または同時最大受電電力を減少させるための処置ができない場合は、契約電力等、契約受電電力または同時最大受電電力を減少させるための処置が可能となった日に減少するものといたします。

（３） 低圧で供給する場合で、需要者が小売電気事業者の変更を希望され、契約者が接続供給契約を変更するときの（１）による接続供給契約の変更は、次のとおりといたします。

イ 需要者への電気の供給を廃止される契約者は、あらかじめ当該需要者に係る供給地点への託送供給の廃止希望日を定めて、当社に申し出ていただきます。ただし、廃止申込みがロの開始申込みより先だって行なわれた場合で、当該需要者への電気の供給を新たに開始される契約者からの当該供給地点への託送供給の開始の申込みが廃止希望日の２暦日前から起算して８営業日前の日の１暦日前（記録型計量器を取り付けている場合は廃止希望日の２暦日前から起算して１営業日前の日の１暦日前といたします。）までに行なわれなかったときには、当社は、当該廃止申込みの承諾を取り消します。

また、廃止日は、当該供給地点への電気の供給を新たに開始される契約者が当社と定めた開始日と同一の日といたします。

ロ 需要者への電気の供給を新たに開始される契約者は、あらかじめ当該需要者に係る供給地点への託送供給の開始希望日を定めて、当社に申し出ていただきます。この場合、当社は、契約者と協議のうえ開始日を定めます。ただし、開始申込みが廃止申込みより先だって行なわれた場合で、当該需要者への電気の供給を廃止される契約者からの当該供給地点への託送供給の廃止の申込みが開始希望日の２暦日前から起算して８営業日前の日の１暦日前（記録型計量器を取り付けている場合は廃止希望日の２暦日前から

起算して１営業日前の日の１暦日前といたします。）までに行なわれなかったときには、当社は、当該開始申込みの承諾を取り消します。

ハ　イおよびロにおける営業日は、当社が定めるものとし、契約者にお知らせいたします。

（４）　分割接続供給の場合で、いずれかの契約者に係る接続供給契約の内容に変更が生ずるときは、あらかじめ双方の契約者で協議のうえ、すみやかに当社に変更を申し出ていただきます。

なお、分割接続供給に係る接続供給契約の開始または変更後１年に満たない場合、９（検討および契約の申込み）（４）イ（ヲ）ａ、ｂおよびｄの事項の変更はできないものといたします。

（５）　需要抑制量調整供給契約の場合で、需要者が電力需給に関する契約等を締結している契約者を変更されたときは、需要抑制契約者からの申出がない場合であっても、当社は、需要者の需要場所に係る需要抑制量調整供給を終了させるための処置を行なうことがあります。

なお、この場合には、当社が当該需要場所に係る需要抑制量調整供給を終了させるための処置を行なった日に需要抑制量調整供給契約は変更され、または消滅するものといたします。

（６）　混雑緩和希望者提起による系統増強プロセス（以下「混雑緩和プロセス」といいます。）により供給設備の変更を希望される場合で、発電契約者が発電量調整供給契約を変更するときの（１）による発電量調整供給契約の変更は、次のとおりといたします。

イ　事前照会の申込み

（イ）　発電契約者は、混雑緩和プロセスの概要検討（以下「概要検討」といいます。）の申込みに先だち、当社所定の様式により、混雑緩和プロセスの事前照会（以下「事前照会」といいます。）の申込みをしていただきます。

（ロ）　当社は、原則として事前照会の申込みから２月以内に検討結果をお知

らせいたします。

ロ　概要検討の申込み

（イ）　発電契約者は、混雑緩和プロセス開始の申込みに先だち、当社所定の様式により、イ（ロ）の検討結果をお知らせした日から２月以内に概要検討の申込みをしていただきます。

（ロ）　当社は、原則として概要検討の申込みから３月以内に検討結果をお知らせいたします。

（ハ）　当社は、１受電地点１検討につき22万円を調査料として、概要検討の申込み時に発電契約者から申し受けます。

ハ　混雑緩和プロセス開始の申込み

発電契約者が混雑緩和プロセスを希望される場合で、電力広域的運営推進機関送配電等業務指針に定める混雑緩和プロセスに関する保証金（以下「混雑緩和プロセスに関する保証金」といい、その金額は電力広域的運営推進機関業務規程に定める方法により算定いたします。）を要するときは、混雑緩和プロセスに関する保証金をお支払いいただき、ロ（ロ）の検討結果をお知らせした日から１月以内に混雑緩和プロセス開始の申込みをしていただきます。

なお、発電契約者が追加混雑緩和希望者の募集が開始された混雑緩和プロセスへ参加を希望される場合で、混雑緩和プロセスに関する保証金を要するときは、混雑緩和プロセスに関する保証金をお支払いいただき、募集開始日から２月以内に応募をしていただきます。

また､混雑緩和プロセスにもとづき工事費負担金補償金を定める場合は、当社と工事費負担金の補償に関する契約を締結していただきます。

52　名義の変更

合併その他の原因によって、新たな契約者、発電契約者、発電者または需要抑制契約者が、それまで託送供給または電力量調整供給を受けていた契約者、

発電契約者、発電者または需要抑制契約者の当社に対する接続供給契約もしくは振替供給契約、発電量調整供給契約、系統連系受電契約または需要抑制量調整供給契約についてのすべての権利義務を受け継ぎ、引き続き託送供給または電力量調整供給を希望される場合は、名義変更の手続きによることができます。この場合には、新たな契約者、発電契約者、発電者または需要抑制契約者は、その旨を当社へ文書により申し出ていただきます。ただし、新たな契約者、発電契約者または発電者が、それまで託送供給を受けていた契約者の当社に対する自己等への電気の供給の用に供するための接続供給契約もしくは振替供給契約、発電量調整供給契約または系統連系受電契約についてのすべての権利義務を受け継ぎ、引き続き当該接続供給契約もしくは当該振替供給契約、当該発電量調整供給契約または当該系統連系受電契約を希望される場合は、８（契約の要件）（１）リに定める要件を満たすことを文書により証明できるときに限り、名義変更の手続きによることができます。

53　契約の廃止

（１）　契約者が接続供給契約もしくは振替供給契約を廃止しようとされる場合、発電契約者が発電量調整供給契約を廃止しようとされる場合、発電者が系統連系受電契約を廃止しようとされる場合または需要抑制契約者が需要抑制量調整供給契約を廃止しようとされる場合は、契約者、発電契約者、発電者または需要抑制契約者は、あらかじめその廃止期日を定めて、当社に通知していただきます。この場合、当社は、原則として、契約者または発電契約者から通知された廃止期日に、当社の供給設備または発電者もしくは需要者の電気設備において、託送供給または発電量調整供給を終了させるための適当な処置を行ないます。

　なお、この場合には、必要に応じて発電者および需要者に協力をしていただきます。

（２）　当社の供給設備を継続して利用または反復して利用されることが想定され

るにもかかわらず、発電契約者または発電者から、発電設備等の検査、補修、休止等の理由により発電量調整供給契約または系統連系受電契約の廃止の申出がある場合は、正当な理由がない限り、（１）にかかわらず、発電量調整供給契約または系統連系受電契約の廃止はできないものといたします。

（３）　接続供給契約、振替供給契約、発電量調整供給契約、系統連系受電契約または需要抑制量調整供給契約は、55（解約等）および次の場合を除き、契約者、発電契約者、発電者または需要抑制契約者が当社に通知された廃止期日に消滅いたします。

イ　当社が契約者、発電契約者、発電者または需要抑制契約者の廃止通知を廃止期日の翌日以降に受けた場合は、通知を受けた日に接続供給契約、振替供給契約、発電量調整供給契約、系統連系受電契約または需要抑制量調整供給契約が消滅したものといたします。

ロ　当社の責めとならない理由（非常変災等の場合を除きます。）により託送供給または発電量調整供給を終了させるための処置ができない場合は、接続供給契約、振替供給契約、発電量調整供給契約または系統連系受電契約は、託送供給または発電量調整供給を終了させるための処置が可能となった日に消滅するものといたします。

（４）　分割接続供給の場合で、いずれかの契約者に係る接続供給契約を廃止しようとするときは、あらかじめ双方の契約者で協議のうえ、（１）に準じて接続供給契約の廃止を申し出ていただきます。

なお、一方の契約者に係る接続供給契約が廃止された場合、当社は、原則として、他の一方の契約者へ当該供給地点におけるすべての電気について接続供給を行なうことといたします。この場合、当該供給地点においてすべての電気について接続供給を受ける契約者は、51（契約の変更）（１）に準じて接続供給契約を変更していただきます。

（５）　発電量調整供給契約または系統連系受電契約の場合で、発電量調整供給契約または系統連系受電契約を締結している発電場所と同一の場所である需要

場所において締結している接続供給契約（発電設備等に係る供給地点の接続供給契約に限ります。）が廃止されたときは、発電契約者または発電者からの申出がない場合であっても、当社は、当該発電場所に係る発電量調整供給を終了させるための処置を行ないます。

なお、この場合には、当社が当該発電場所に係る発電量調整供給を終了させるための処置を行なった日に発電量調整供給契約および系統連系受電契約は変更され、または消滅するものといたします。

（６） 需要抑制量調整供給契約の場合で、需要者が電力需給に関する契約等を締結している契約者が契約を廃止されたときは、需要抑制契約者からの申出がない場合であっても、当社は、需要者の需要場所に係る需要抑制量調整供給を終了させるための処置を行なうことがあります。

なお、この場合には、当社が当該需要場所に係る需要抑制量調整供給を終了させるための処置を行なった日に需要抑制量調整供給契約は変更され、または消滅するものといたします。

54 供給開始後の契約の消滅または変更にともなう料金および工事費の精算

（１） 次の場合には、当社は、接続供給契約の消滅または変更の日に料金および工事費を契約者に、発電量調整供給契約の消滅または変更の日に料金および工事費を発電契約者に、それぞれ精算していただきます。

なお、この場合は、受電地点または供給地点ごとに精算するものといたします。ただし、分割接続供給の場合は、供給地点に係る接続供給契約ごとに精算するものといたします。

イ 接続供給の場合

（イ） 低圧で供給する場合

a 契約者が接続送電サービス契約電力または接続送電サービス契約容量を新たに設定し、または増加された後１年に満たないでこれを消滅させる場合は、それまでの期間の接続送電サービス料金について、さ

かのぼって、新たに設定し、または増加された接続送電サービス契約電力または接続送電サービス契約容量分につき、電灯標準接続送電サービス、電灯時間帯別接続送電サービスまたは電灯従量接続送電サービスの適用を受けていた場合は該当料金の10パーセントを割増ししたものを適用し、動力標準接続送電サービス、動力時間帯別接続送電サービスまたは動力従量接続送電サービスの適用を受けていた場合は該当料金の20パーセントを割増ししたものを適用いたします。また、当社は、契約者が接続送電サービス契約電力または接続送電サービス契約容量を新たに設定し、または増加されたことにともない新たに施設した供給設備について、72（臨時工事費）の臨時工事費として算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額を精算いたします。

なお、増加後に消滅させる場合には、それぞれの接続供給電力量は、接続送電サービス契約電力または接続送電サービス契約容量の増加分と残余分の比であん分したものといたします。

b　契約者が接続送電サービス契約電力または接続送電サービス契約容量を新たに設定し、または増加された後１年に満たないでこれを減少しようとされる場合は、それまでの期間の接続送電サービス料金について、さかのぼって、減少される接続送電サービス契約電力または接続送電サービス契約容量分につき、電灯標準接続送電サービス、電灯時間帯別接続送電サービスまたは電灯従量接続送電サービスの適用を受けていた場合は該当料金の10パーセントを割増ししたものを適用し、動力標準接続送電サービス、動力時間帯別接続送電サービスまたは動力従量接続送電サービスの適用を受けていた場合は該当料金の20パーセントを割増ししたものを適用いたします。また、当社の供給設備のうち接続送電サービス契約電力または接続送電サービス契約容量の減少に見合う部分について、72（臨時工事費）の臨時工事費として

算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額を精算いたします。

なお、この場合には、それぞれの接続供給電力量は、接続送電サービス契約電力または接続送電サービス契約容量の減少分と残余分の比であん分したものといたします。

c　当社が将来の需要等を考慮して供給設備を常置する場合は、ａおよびｂにかかわらず精算いたしません。

d　電灯定額接続送電サービスの適用を受ける場合の料金および工事費の精算は、ａ、ｂおよびｃに準ずるものといたします。

（ロ）　高圧または特別高圧で供給する場合

a　契約者が接続送電サービス契約電力または予備送電サービス契約電力を新たに設定し、または増加された後１年に満たないでこれを消滅させる場合は、それまでの期間の接続送電サービス料金または予備送電サービス料金について、さかのぼって、新たに設定し、または増加された契約電力分につき該当料金の20パーセントを割増ししたものを適用いたします。また、当社は、契約者が接続送電サービス契約電力または予備送電サービス契約電力を新たに設定し、または増加されたことにともない新たに施設した供給設備について、72（臨時工事費）の臨時工事費として算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額を精算いたします。

なお、増加後に消滅させる場合には、それぞれの接続供給電力量は、接続送電サービス契約電力の増加分と残余分の比であん分したものといたします。

b　契約者が接続送電サービス契約電力または予備送電サービス契約電力を新たに設定し、または増加された後１年に満たないでこれを減少しようとされる場合は、それまでの期間の接続送電サービス料金または予備送電サービス料金について、さかのぼって、減少契約電力分に

つき該当料金の20パーセントを割増ししたものを適用いたします。また、当社の供給設備のうち接続送電サービス契約電力または予備送電サービス契約電力の減少に見合う部分について、72（臨時工事費）の臨時工事費として算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額を精算いたします。

なお、この場合には、それぞれの接続供給電力量は、接続送電サービス契約電力の減少分と残余分の比であん分したものといたします。

c　分割接続供給の場合は、ａおよびｂにかかわらず、次のとおりといたします。

（ａ）　契約者が、１供給地点につき、１接続送電サービスまたは１予備送電サービスを適用した場合の接続送電サービス契約電力または予備送電サービス契約電力を新たに設定し、または増加された後１年に満たないでこれを消滅させる場合は、それまでの期間の双方の契約者に係る接続送電サービス料金または予備送電サービス料金および１供給地点につき、１接続送電サービスまたは１予備送電サービスを適用した場合の接続送電サービス料金または予備送電サービス料金について、さかのぼって、新たに設定し、または増加された契約電力分につき該当料金の20パーセントを割増ししたものを適用いたします。また、当社は、契約者が、１供給地点につき、１接続送電サービスまたは１予備送電サービスを適用した場合の接続送電サービス契約電力または予備送電サービス契約電力を新たに設定し、または増加されたことにともない新たに施設した供給設備について、72（臨時工事費）の臨時工事費として算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額を、双方の契約者と当社との協議によって、一方または双方の契約者と精算いたします。

なお、増加後に消滅させる場合には、それぞれの接続供給電力量は、接続送電サービス契約電力の増加分と残余分の比であん分した

ものといたします。

（ｂ） 契約者が、１供給地点につき、１接続送電サービスまたは１予備送電サービスを適用した場合の接続送電サービス契約電力または予備送電サービス契約電力を新たに設定し、または増加された後１年に満たないでこれを減少しようとされる場合は、それまでの期間の双方の契約者に係る接続送電サービス料金または予備送電サービス料金および１供給地点につき、１接続送電サービスまたは１予備送電サービスを適用した場合の接続送電サービス料金または予備送電サービス料金について、さかのぼって、減少契約電力分につき該当料金の20パーセントを割増ししたものを適用いたします。また、当社の供給設備のうち、１供給地点につき、１接続送電サービスまたは１予備送電サービスを適用した場合の接続送電サービス契約電力または予備送電サービス契約電力の減少に見合う部分について、72（臨時工事費）の臨時工事費として算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額を、双方の契約者と当社との協議によって、一方または双方の契約者と精算いたします。

なお、この場合には、それぞれの接続供給電力量は、接続送電サービス契約電力の減少分と残余分の比であん分したものといたします。

（ｃ） （ａ）または（ｂ）で料金の精算を行なう場合で、それぞれの契約者に係る接続送電サービス料金の合計と、１供給地点につき、１接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービス料金との間に差が生ずるときは、33（料金の算定）(11) に準じて接続送電サービス料金の調整を行ない、それぞれの契約者に係る予備送電サービス料金の合計と、１供給地点につき、１予備送電サービスを適用した場合の予備送電サービス料金との間に差が生ずるときは、33（料金の算定）(13) に準じて予備送電サービス料金の調整を行ないます。

（ハ） 19（接続送電サービス）（２）イ（イ）によって接続送電サービス契約電力を定める契約者（19〔接続送電サービス〕（２）ニで需要者の発電設備の検査、補修または事故〔停電による停止等を含みます。〕により生じた不足電力の補給にあてるための電気の供給分以外の供給分について、19〔接続送電サービス〕（２）イ（イ）に準じて定める契約者を含みます。）が、需要場所における受電設備等を新たに設定し、または需要場所における受電設備の総容量等を増加された日以降１年に満たないで接続送電サービス契約電力を消滅させ、または19（接続送電サービス）（２）イ（イ）ｃにより接続送電サービス契約電力を減少しようとされる場合は、（イ）または（ロ）に準ずるものといたします。この場合、（イ）または（ロ）にいう接続送電サービス契約電力を新たに設定するとは、需要場所における受電設備等を新たに設定することとし、接続送電サービス契約電力を増加するとは、需要場所における受電設備の総容量等を増加することとし、接続送電サービス契約電力を減少するとは、19（接続送電サービス）（２）イ（イ）ｃにより接続送電サービス契約電力を減少することといたします。

ロ　発電量調整供給の場合

（イ） 発電契約者が契約受電電力、同時最大受電電力または予備送電サービス契約電力を新たに設定し、または増加された後１年に満たないでこれを消滅させる場合は、新たに施設した当社の供給設備を撤去する場合の諸工費から、その撤去後の資材の残存価額を差し引いた金額を申し受けます。

（ロ） 発電契約者が契約受電電力、同時最大受電電力または予備送電サービス契約電力を新たに設定し、または増加された後１年に満たないでこれを減少しようとされる場合は、当社の供給設備のうち契約受電電力、同時最大受電電力または予備送電サービス契約電力の減少に見合う部分について、新たに施設した当社の供給設備を撤去する場合の諸工費から、

その撤去後の資材の残存価額を差し引いた金額を申し受けます。

（２） 発電者または需要者が当社の供給設備を同一の使用形態で利用され、利用されてからの期間が１年以上になる場合には、１年以上利用される契約電力等に見合う部分については、（１）にかかわらず精算いたしません。

なお、接続供給契約または発電量調整供給契約の消滅または変更の日以降に１年以上にならないことが明らかになった場合には、明らかになった日に（１）に準じて精算を行ないます。

（３） 非常変災等やむをえない理由による場合は、（１）にかかわらず精算いたしません。

55 解 約 等

（１） 当社は、次の場合には、接続供給契約、振替供給契約、発電量調整供給契約、系統連系受電契約または需要抑制量調整供給契約を解約することがあります。

なお、系統連系受電契約を解約した場合には、当該発電場所に係る発電量調整供給契約は変更され、または消滅するものといたします。

この場合には、その旨を文書により契約者、発電契約者、発電者または需要抑制契約者にお知らせいたします。

また、契約者、発電契約者、発電者または需要抑制契約者がロに該当する場合は、その旨を文書等により発電者、需要者または需要者と電力需給に関する契約等を締結している契約者にお知らせすることがあります。

イ 45（託送供給等の停止）によって託送供給または発電量調整供給を停止された契約者、発電契約者、発電者または需要者が当社の定めた期日までにその理由となった事実を解消されない場合

ロ 契約者、発電契約者、発電者または需要抑制契約者が次のいずれかに該当する場合

（イ） 料金を支払期日を経過してなお支払われない場合

（ロ） 発電契約者と当社が、発電者の料金、延滞利息および契約超過金の支払いに関する期日をあらかじめ定めた場合で、あらかじめ定めた支払いに関する期日を経過してなお引き渡されないとき。

（ハ） 他の接続供給契約（既に消滅しているものを含みます。）、発電量調整供給契約（既に消滅しているものを含みます。）、系統連系受電契約（既に消滅しているものを含みます。）または需要抑制量調整供給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を支払期日を経過してなお支払われない場合

（ニ） 料金以外の債務を支払われない場合

（ホ） 当社と締結する他の契約（既に消滅しているものを含みます。）にもとづく料金等の金銭債務を支払われない場合

ハ 契約者、発電契約者、発電者または需要抑制契約者が次のいずれかに該当し、当社が契約者、発電契約者、発電者または需要抑制契約者にその改善を求めた場合で、40（適正契約の保持等）に定める適正契約への変更および適正な使用状態、発電・放電状態または需要抑制状態への修正に応じていただけないとき。

（イ） ８（契約の要件）を欠くに至った場合

（ロ） 接続供給の場合で、頻繁に接続対象電力量と接続対象計画電力量との間に著しい差が生ずるとき。

（ハ） 発電量調整供給の場合で、頻繁に発電量調整受電電力量と発電量調整受電計画電力量との間に著しい差が生ずるとき。

（ニ） 需要抑制量調整供給の場合で、頻繁に需要抑制量調整受電電力量と需要抑制量調整受電計画電力量との間に著しい差が生ずるとき。

（ホ） 需要抑制量調整供給の場合で、頻繁にベースラインが著しく不適当と認められるとき。

（ヘ） 発電量調整受電電力が契約受電電力または同時最大受電電力をこえる場合

（ト） その他この約款に反した場合

（２） 分割接続供給の場合で、一方の契約者に係る接続供給契約が（１）によって解約されたときは、当社は、原則として、他の一方の契約者へ当該供給地点におけるすべての電気について接続供給を行なうことといたします。この場合、当該供給地点においてすべての電気について接続供給を受ける契約者は、51（契約の変更）（１）に準じて接続供給契約を変更していただきます。

（３） 需要者がその需要場所から移転され、電気を使用されていないことが明らかな場合には、契約者または需要抑制契約者からの申出がない場合であっても、当社は、当該需要場所に係る接続供給および需要抑制量調整供給を終了させるための処置を行なうことがあります。この場合、当社が当該需要場所に係る接続供給および需要抑制量調整供給を終了させるための処置を行なった日に接続供給契約および需要抑制量調整供給契約は変更され、または消滅するものといたします。

（４） 発電者がその発電場所において、その発電場所に係る設備の保全の意思がないことまたは今後も発電もしくは放電しないことが明らかな場合には、発電契約者または発電者からの申出がない場合であっても、当社は、当該発電場所に係る発電量調整供給を終了させるための処置を行なうことがあります。

この場合、当社が当該発電場所に係る発電量調整供給を終了させるための処置を行なった日に発電量調整供給契約および系統連系受電契約は変更され、または消滅するものといたします。

（５） 発電場所が複数の発電バランシンググループに属しており、かつ、発電者の料金その他を支払期日を経過してなお支払われない場合で、系統連系受電契約を解約したときは、当該発電契約者からの申出がない場合であっても、発電量調整供給契約を変更していただくものとし、当社は、その旨を発電契約者に通知いたします。

なお、発電契約者と同一の者である発電者の場合は、当該発電契約者との

発電量調整供給契約は変更され、または消滅するものといたします。

（６） 発電量調整供給契約または系統連系受電契約の場合で、発電量調整供給契約または系統連系受電契約を締結している発電場所と同一の場所である需要場所において締結している接続供給契約（発電設備等に係る供給地点の接続供給契約に限ります。また、分割接続供給の場合は、当該供給地点に係るすべての接続供給契約といたします。）が（１）によって解約されたときは、発電契約者または発電者からの申出がない場合であっても、当社は、当該発電場所に係る発電量調整供給を終了させるための処置を行ないます。

この場合、当社が当該発電場所に係る発電量調整供給を終了させるための処置を行なった日に発電量調整供給契約および系統連系受電契約は変更され、または消滅するものといたします。

56 契約消滅後の債権債務関係

接続供給契約、振替供給契約、発電量調整供給契約、系統連系受電契約または需要抑制量調整供給契約期間中の料金その他の債権債務は、接続供給契約、振替供給契約、発電量調整供給契約、系統連系受電契約または需要抑制量調整供給契約の消滅によっては消滅いたしません。

Ⅶ　受電方法および供給方法ならびに工事

57　受電地点、供給地点および施設

（1）　受電地点

イ　電気の受電地点は、当社の供給設備と発電者の電気設備との接続点といたします。ただし、発電者の電気設備が当社の供給設備と電気的に接続しない場合の受電地点は、会社間連系点といたします。

ロ　受電地点は、会社間連系点を受電地点とする場合を除き、発電場所内の地点とし、当社の供給設備から最短距離にある場所を基準として発電契約者と当社との協議によって定めます。ただし、次の場合には、発電契約者と当社との協議により、発電場所以外の地点を受電地点とすることがあります。

（イ）　山間地、離島にある発電場所等、当社の電線路から遠隔地にあって将来においても周辺地域に他の発電設備等の設置が見込まれない発電場所から電気を受電する場合

（ロ）　当社の立入りが困難な発電場所から電気を受電する場合

（ハ）　１建物内の２以上の発電場所から電気を受電する場合で各発電場所までの電気設備が当社の管理の及ばない場所を通過することとなるとき。

（ニ）　59（地中引込線）（４）により地中引込線によって電気を受電する場合

（ホ）　その他特別の事情がある場合

（2）　供給地点

イ　接続供給の場合

（イ）　供給地点は、当社の供給設備と需要者の電気設備との接続点といたします。

（ロ）　供給地点は、需要場所内の地点とし、当社の供給設備から最短距離にある場所を基準として契約者と当社との協議によって定めます。ただし、

次の場合には、契約者と当社との協議により、需要場所以外の地点を供給地点とすることがあります。

a　山間地、離島にある需要場所等、当社の電線路から遠隔地にあって将来においても周辺地域に他の需要が見込まれない需要場所に対して電気を供給する場合

b　当社の立入りが困難な需要場所に対して電気を供給する場合

c　１建物内の２以上の需要場所に電気を供給する場合で各需要場所までの電気設備が当社の管理の及ばない場所を通過することとなるとき。

d　59（地中引込線）（４）により地中引込線によって電気を供給する場合

e　その他特別の事情がある場合

ロ　振替供給の場合

供給地点は、会社間連系点といたします。

（３）　受電地点に至るまでの供給設備および供給地点に至るまでの供給設備は、当社の所有とし、工事費負担金または臨時工事費として申し受ける金額を除き、当社の負担で施設いたします。

なお、当社は、発電者または需要者（共同引込線による引込みで電気を受電または供給する複数の発電者または需要者を含みます。）のみのために発電者または需要者の土地または建物に引込線、接続装置等の供給設備を施設する場合は、その施設場所を発電者または需要者から無償で提供していただきます。

（４）　付帯設備（（３）により発電者または需要者の土地または建物に施設される供給設備を支持し、または収納する工作物およびその供給設備の施設上必要な発電者または需要者の建物に付合する設備をいいます。）は、原則として、託送供給のために施設する場合は、契約者の負担により、契約者で施設していただき、発電量調整供給のために施設する場合は、発電契約者の負担によ

り、発電契約者で施設していただきます。この場合には、当社が付帯設備を無償で使用できるものといたします。

（５） 特定送配電事業を営む者が維持および運用する電線路に複数の発電場所または複数の需要場所が接続する場合の受電地点または供給地点は、（１）または（２）に準じて契約者または発電契約者と当社との協議によって定めます。この場合、当該複数の発電場所または複数の需要場所につき、１受電地点または１供給地点といたします。

58 架空引込線

（１） 当社の供給設備と発電者または需要者の電気設備との接続を引込線によって行なう場合には、原則として架空引込線によるものとし、発電者または需要者の建造物または補助支持物の引込線取付点までは、当社が施設いたします。

（２） 引込線取付点は、当社の供給設備の最も適当な支持物から原則として最短距離の場所であって、堅固に施設できる点を契約者または発電契約者と当社との協議によって定めます。

（３） 受電地点または供給地点から発電者または需要者の引込開閉器に至るまでの配線（以下「引込口配線」といいます。）は、託送供給のために施設する場合は、契約者の負担により、契約者で施設していただき、発電量調整供給のために施設する場合は、発電契約者の負担により、発電契約者で施設していただきます。

（４） 引込線を取り付けるため発電場所内または需要場所内に設置する引込小柱等の補助支持物は、託送供給のために施設する場合は、契約者の負担により、契約者で施設していただき、発電量調整供給のために施設する場合は、発電契約者の負担により、発電契約者で施設していただきます。この場合には、当社が補助支持物を無償で使用できるものといたします。

（５） 当社は、原則として発電者または需要者の承諾をえて、次により、発電者

または需要者の引込小柱等の補助支持物を使用して他の発電者から電気を受電または他の需要者へ電気を供給することがあります。

イ　当社は、発電者または需要者の補助支持物を使用して、他の発電者または他の需要者への引込線を施設いたします。この場合、その補助支持物から最短距離の場所にある発電者または需要者の建造物または補助支持物の取付点に至るまでの引込口配線は引込線とし、その引込線および補助支持物の管理（材料費の負担を含みます。）は当社が行ないます。また、受電地点または供給地点は、発電者または需要者へ引き込むための引込線の終端に変更いたします。

ロ　イにより当社が管理を行なう引込線または補助支持物を改修し、または撤去する場合は、当社が工事を行なうものとし、この場合に生ずる撤去材料は、原則として、発電者または需要者にお返しいたします。また、これにともない新たに施設される場合の引込線または補助支持物は、当社の所有とし、当社の負担で施設いたします。

59　地中引込線

（1）　架空引込線を施設することが法令上認められない場合または技術上、経済上もしくは地域的な事情により不適当と認められる場合で、当社の供給設備と発電者または需要者の電気設備との接続を地中引込線によって行なうときには、次のイまたはロの最も当社の供給設備に近い接続点までを当社が施設いたします。

イ　発電者が発電場所内に施設する開閉器、断路器もしくは接続装置の接続点または需要者が需要場所内に施設する開閉器、断路器もしくは接続装置の接続点

ロ　当社が施設する計量器（付属装置を含みます。）または接続装置の接続点

なお、当社は、発電者または需要者の土地または建物に接続装置等を施設することがあります。

（２）　（１）により当社の供給設備と接続する電気設備の施設場所は、当社の供給設備の最も適当な支持物または分岐点から最短距離にあり、原則として、地中引込線の施設上とくに多額の費用を要する等特別の工事を必要とせず、かつ、安全に施設できる次のいずれにも該当する場所とし、契約者または発電契約者と当社との協議によって定めます。

なお、これ以外の場合には、発電場所内または需要場所内の地中引込線は、託送供給のために施設する場合は、契約者の負担により、契約者で施設していただき、発電量調整供給のために施設する場合は、発電契約者の負担により、発電契約者で施設していただきます。

イ　発電者または需要者の構内における地中引込線のこう長が50メートル程度以内の場所

ロ　建物の３階以下にある場所

ハ　その他地中引込線の施設上特殊な工法、材料等を必要としない場所

（３）　地中引込線の施設上必要な付帯設備は、原則として、託送供給のために施設する場合は、契約者の負担により、契約者で施設していただき、発電量調整供給のために施設する場合は、発電契約者の負担により、発電契約者で施設していただきます。この場合には、当社が付帯設備を無償で使用できるものといたします。

なお、この場合の付帯設備は、次のものをいいます。

イ　鉄管、暗きょ等発電者または需要者の土地または建物の壁面等に引込線をおさめるために施設される工作物（π引込みの場合のケーブルの引込みおよび引出しのために施設されるものを含みます。）

ロ　発電者または需要者の土地または建物に施設される基礎ブロック（接続装置を固定するためのものをいいます。）およびハンドホール

ハ　その他イまたはロに準ずる設備

（４）　接続を架空引込線によって行なうことができる場合で、契約者または発電契約者の希望によりとくに地中引込線によって行なうときには、地中引込線

は、原則として、託送供給のために施設する場合は、契約者の負担により、契約者で施設していただき、発電量調整供給のために施設する場合は、発電契約者の負担により、発電契約者で施設していただきます。ただし、当社が、保安上または保守上適当と認めた場合は、（１）に準じて接続を行ないます。この場合、当社は、66（受電地点への供給設備の工事費負担金）（２）、（４）または69（供給地点への供給設備の工事費負担金）（２）の工事費負担金を契約者または発電契約者から申し受けます。

60　連接引込線等

（１）　当社は、建物の密集場所等特別の事情がある場所では、連接引込線（１発電場所または１需要場所の引込線から分岐して支持物を経ないで他の発電場所の受電地点または他の需要場所の供給地点に至る引込線をいいます。）または共同引込線によって当社の供給設備と発電者または需要者の電気設備との接続をすることがあります。この場合、当社は、分岐装置を発電者または需要者の土地または建物に施設することがあります。

なお、発電者または需要者の電気設備との接続点までは、当社が施設いたします。

（２）　当社は、原則として発電者または需要者の承諾をえて、次により、発電者または需要者の引込口配線を使用して他の発電者から電気を受電または他の需要者へ電気を供給することがあります。

イ　当社は、発電者または需要者の引込口配線から分岐して、他の発電者または他の需要者への連接引込線を施設いたします。この場合、その引込口配線の終端までは共同引込線とし、その管理（材料費の負担を含みます。）は当社が行ないます。また、受電地点または供給地点は、当社が管理を行なう共同引込線の終端に変更いたします。

ロ　イにより当社が管理を行なう共同引込線を改修し、または撤去する場合は、当社が工事を行なうものとし、この場合に生ずる撤去材料は、原則と

して、発電者または需要者にお返しいたします。また、これにともない新たに施設される共同引込線は、当社の所有とし、当社の負担で施設いたします。

61　中高層集合住宅等における受電方法および供給方法

中高層集合住宅等の場合で、１建物内の２以上の発電場所または需要場所において電気を受電または供給するときには、当社は、原則として共同引込線による１引込みで電気を受電または供給いたします。

なお、技術上その他やむをえない場合は、当社は、発電者または需要者の土地または建物に変圧器等の供給設備を施設し、電気を受電または供給いたします。この場合、変圧器の２次側接続点までは、当社が施設いたします。

62　引込線の接続

当社の供給設備と発電者または需要者の電気設備との接続は、当社が行ないます。

なお、契約者または発電契約者の希望によって引込線の位置を変更し、またはこれに準ずる工事をする場合には、当社は、実費相当額を契約者または発電契約者から申し受けます。

63　計量器等の取付け

（１）　料金の算定上必要な計量器、その付属装置（計量器箱、変成器、変成器の２次配線および計量情報等を伝送するための通信装置等をいいます。）および区分装置（力率測定時間を区分する装置等をいいます。）については、以下のとおりといたします。ただし、記録型計量器に記録された電力量計の値等を伝送するために当社が発電者または需要者の電気工作物を使用する場合の当該電気工作物は計量器の付属装置とはいたしません。

イ　接続供給電力量の計量に必要な計量器､その付属装置および区分装置は、

原則として、接続送電サービス契約電力等に応じて当社が選定し、かつ、当社の所有とし、当社の負担で取り付けます。ただし、契約者の希望によって計量器の付属装置を施設する場合または変成器の２次配線等でとくに多額の費用を要する場合については、契約者の負担により、契約者で取り付けていただくことがあります。

ロ　発電量調整受電電力量の計量に必要な計量器、その付属装置および区分装置は、原則として、契約受電電力に応じて当社が選定し、かつ、当社の所有とし、当社で取り付けます。この場合、当社は67（受電用計量器等の工事費負担金）の工事費負担金を発電契約者から申し受けます。

（２）　計量器、その付属装置および区分装置の取付位置は、適正な計量ができ、かつ、検査ならびに取付けおよび取外し工事が容易な場所（低圧で受電または供給する場合、原則として屋外といたします。）とし、契約者または発電契約者と当社との協議によって定めます。

また、集合住宅等の場合で、契約者または発電契約者の希望によって計量器、その付属装置および区分装置を建物内に取り付けたときには、契約者または発電契約者と当社との協議により、あらかじめ解錠のための鍵等を提出していただくことがあります。

（３）　計量器、その付属装置および区分装置の取付場所は、発電者または需要者から無償で提供していただきます。また、（１）により契約者または発電契約者が施設するものについては、当社が無償で使用できるものといたします。

（４）　当社は、記録型計量器に記録された電力量計の値等を伝送するために発電者または需要者の電気工作物を使用することがあります。この場合には、当社が無償で使用できるものといたします。

（５）　契約者または発電契約者の希望によって計量器、その付属装置および区分装置の取付位置を変更し、またはこれに準ずる工事をする場合には、当社は、実費相当額を契約者または発電契約者から申し受けます。

（６）　法令により発電量調整受電電力量の計量に必要な計量器およびその付属装

置を取り替える場合には、当社は、低圧で受電するときを除き、実費を発電契約者から申し受けます。

64　通信設備等の施設

（１）　給電指令上必要な通信設備等は、当社の所有とし、工事費負担金として申し受ける金額を除き、当社の負担で施設いたします。

（２）　通信設備等の施設場所は、施設工事、検査および保守点検作業が容易な場所とし、契約者または発電契約者と当社との協議によって定めます。

　なお、通信設備等の施設場所については、発電者または需要者から無償で提供していただきます。

（３）　契約者または発電契約者の希望によって､通信設備等の施設場所を変更し、またはこれに準ずる工事をする場合には、当社は、実費相当額を契約者または発電契約者から申し受けます。

（４）　系統連系技術要件に定めるＮ－１電制の実施に必要な装置は、発電契約者で施設していただきます。

　なお、施設等に要した費用の実費について、当社から発電契約者にお支払いいたします。

65　専用供給設備

（１）　当社は、次の場合には、契約者または発電契約者の専用設備として供給設備を施設いたします。この場合、受電地点への供給設備については66（受電地点への供給設備の工事費負担金）（２）または（４）の工事費負担金を、供給地点への供給設備については69(供給地点への供給設備の工事費負担金)（２）の工事費負担金を申し受けます。

イ　契約者または発電契約者がとくに希望され、かつ、当社の供給区域内の需要に対する電気の供給および他の発電者からの受電に支障がないと認められる場合

ロ　44（託送供給等にともなう協力）の場合

ハ　発電者もしくは需要者の施設の保安上の理由、または発電場所、需要場所およびその他周囲の状況から将来においても他に当該供給設備の使用が見込まれない等の事情により、特定の契約者または発電契約者のみが使用されることになる供給設備を専用供給設備として施設することが適当と認められる場合

（２）　（１）の専用設備は、受電地点から受電地点に最も近い変電所（受電地点に最も近い変電所が専ら受電のために施設される変電所である場合は、当該変電所から最も近い変電所といたします。）までの電線路または供給地点から供給地点に最も近い変電所までの電線路（配電盤、継電器およびその変電所の受電電圧もしくは供給電圧と同位電圧の母線側断路器またはこれに相当する接続点までを含みます。)に限ります。ただし､特別の事情がある場合は、受電電圧または供給電圧と同位の電線路およびこれに接続する変圧器（１次電圧側線路開閉器を含みます。）とすることがあります。

（３）　（２）において、開閉所および蓄電所は、変電所とみなします。

（４）　（１）および（２）において、受電地点とは会社間連系点以外の受電地点をいい、供給地点とは会社間連系点以外の供給地点をいいます。

（５）　当社は、供給設備を２以上の契約者または発電契約者が共用する専用供給設備とすることがあります。ただし､（１）イの場合は､次に該当する場合で、いずれの契約者または発電契約者にも承諾をいただいたときに限ります。

イ　２以上の契約者または発電契約者が同時に申込みをされる場合で、いずれの契約者または発電契約者も、当社が専用供給設備から電気を受電することまたは供給することを希望されるとき。

ロ　契約者または発電契約者が、当社が既に施設されている専用供給設備から電気を受電することまたは供給することを希望される場合

Ⅷ　工事費の負担

66　受電地点への供給設備の工事費負担金

（１）　受電側接続設備の工事費負担金

イ　発電契約者が新たに発電量調整供給を開始し、または契約受電電力を増加される場合で、これにともない新たに受電側接続設備（専用供給設備および予備供給設備を除きます。）を施設するときには、当社は、別表14（標準設計）に定める設計（以下「標準設計」といいます。）で施設する場合の工事費（以下「標準設計工事費」といいます。）を工事費負担金として発電契約者から申し受けます。

ロ　Ⅷ（工事費の負担）の各項において、受電側接続設備とは、当社が高圧または特別高圧で受電する場合において、受電地点からの受電の用に供することを主たる目的とする供給設備であって、変電所（専ら当該受電地点への事故波及の防止等を目的として施設される変電所を除きます。）の引出口に施設される断路器の受電地点側接続点（基幹送電設備から受電側接続設備を分岐する場合は、基幹送電設備の接続点といたします。）から他の変電所（専ら当該受電地点への事故波及の防止等を目的として施設される変電所を除きます。）を経ないで受電地点に至る電線および引込線等をいいます。また、Ⅷ（工事費の負担）の各項において、受電地点とは会社間連系点以外の受電地点をいい、開閉所および蓄電所は、変電所とみなします。

（２）　受電地点への特別供給設備の工事費負担金

イ　発電契約者が新たに発電量調整供給を開始し、または契約受電電力を増加される場合で、これにともない当社が新たに受電地点への特別の供給設備を施設するときには、当社は、次の金額を工事費負担金として発電契約者から申し受けます。

（イ）　発電契約者の希望によって標準設計をこえる設計で当社が受電地点へ

の供給設備を施設する場合は、標準設計工事費をこえる金額

なお、この場合も、（１）の工事費負担金を申し受けます。

（ロ） 65（専用供給設備）によって専用供給設備を施設する場合は、その工事費の全額

なお、この場合には、工事費負担金の対象となる供給設備は、65（専用供給設備）（２）によるものといたします。

（ハ） 受電地点からの受電の用に供することを主たる目的とする供給設備であって、受電側接続設備以外の供給設備（高圧および特別高圧の供給設備に限ります。また、専用供給設備を除きます。）を施設する場合は、ａおよびｂの金額

ａ　当該供給設備の工事費のうち、発電等設備の設置に伴う電力系統の増強及び事業者の費用負担等の在り方に関する指針にもとづき算定した金額

ただし、託送供給等約款（平成27年12月18日付け20150729資第10号認可。）64（受電地点への供給設備の工事費負担金）（２）イ（ハ）ａただし書の適用を受ける場合は、ただし書により算定した金額といたします。

ｂ　発電設備等からの出力により、当社配電用変電所バンクにおいて逆潮流が生じるおそれのある場合で、これに係る措置として当社が新たに供給設備を施設するときには、ａにかかわらず、次の金額

新増加契約受電電力１キロワットにつき	3,850円00銭

ロ　受電地点において21（予備送電サービス）を利用される場合で、これにともない当社が新たに予備供給設備を施設するときには、当社は、その工事費の全額を工事費負担金として発電契約者から申し受けます。

なお、この場合には、工事費負担金の対象となる供給設備は、受電側接続設備に該当する供給設備といたします。ただし、予備供給設備を専用供

給設備として施設する場合は、65（専用供給設備）（２）によるものといたします。

（３） 受電地点への供給設備を変更する場合の工事費負担金

イ　発電契約者が契約受電電力または予備送電サービス契約電力の増加にともなわないで、発電契約者の希望によって当該受電地点への供給設備を変更する場合は、62（引込線の接続）、63（計量器等の取付け）または64（通信設備等の施設）によって実費相当額を申し受ける場合を除き、当社は、その工事費の全額を工事費負担金として発電契約者から申し受けます。

ロ　混雑緩和プロセスにより供給設備を変更する場合は、イにかかわらず、その工事費のうち、発電等設備の設置に伴う電力系統の増強及び事業者の費用負担等の在り方に関する指針にもとづき算定した金額を工事費負担金として発電契約者から申し受けます。

ハ　44（託送供給等にともなう協力）によって受電地点への供給設備を新たに施設または変更する場合には、当社は、その工事費の全額を工事費負担金として発電契約者から申し受けます。

（４） 発電契約者が新たに発電量調整供給を開始し、または契約受電電力を増加される場合もしくは受電地点への供給設備を変更する場合で、低圧で受電するとき(受電の用に供することを主たる目的とするときに限ります。)は、(２)イ（イ)、(ロ）および（３）にかかわらず、その受電の用に供することによって必要となる工事費（(２）イ（ハ）により申し受ける金額を除きます。）を工事費負担金として発電契約者から申し受けます。

（５） 工事費の算定

（１)、(２)、(３）および（４）の場合の工事費は、次により算定いたします。

イ　工事費は、発電契約者が標準設計をこえる設計によることを希望される場合を除き、標準設計工事費といたします。

（イ） 標準設計工事費は、工事費負担金の対象となる当社の供給設備の工事

に要する材料費、工費および諸掛り（測量監督費、補償費および建設分担関連費を含みます。）の合計額といたします。

なお、撤去工事がある場合は、その合計額から撤去後の資材の残存価額を差し引いた金額に、撤去する場合の諸工費（諸掛りを含みます。）を加えた金額といたします。

（ロ） 材料費は払出時の単価（電気事業会計規則に定められた方法によって算出した貯蔵品の払出単価等をいいます。）によって算定いたします。

（ハ） 土地費は、工事費に含みません。ただし、架空受電側接続設備の経過地に当社が地役権を設定する場合は、その設定にともなう費用（地役権の登記に要する費用を除きます。）の50パーセントに相当する金額を工事費に含みます。

（ニ） 架空受電側接続設備の経過地に建造物を構築しない等架空受電側接続設備に支障を及ぼさないことを条件とする補償契約を締結する場合は、その線下補償費の50パーセントに相当する金額を工事費に含みます。

（ホ） 残地補償費は、補償費と明らかに区分されている場合に限り、工事費に含みます。

（ヘ） 建設分担関連費は、電気事業会計規則等に定められた電気事業固定資産に振り替えられる範囲に限り、工事費に含みます。

ロ 発電契約者が標準設計をこえる設計によることを希望される場合の工事費は、イに準じて算定いたします。

ハ 当社が将来の需要を考慮してあらかじめ施設した鉄塔、管路等を利用して受電する場合は、新たに施設される電線路に必要とされる回線数、管路孔数等に応じて次により算定した金額を電線路の工事費に算入いたします。

（イ） 鉄塔を利用して電気を受電する場合

$$\text{工事費} \times \frac{\text{使用回線数}}{\text{施設回線数}}$$

（ロ） 管路等を利用して電気を受電する場合

$$\text{工事費} \times \frac{\text{使用孔数}}{\text{施設孔数} - \text{予備孔数}}$$

ニ　当社が特別高圧で受電する電気について、使用開始後３年以内の供給設備を利用する場合は、新たに利用される部分を新たに施設される受電側接続設備（特別高圧のノンファーム電源の受電地点に係る発電場所から電気を受電する場合は、変電所相互間を連絡する電線路を除きます。）とみなします。

ホ　（２）イ（ハ）の場合、使用開始後３年以内の供給設備を利用するときは、新たに利用される部分を新たに施設される受電側接続設備以外の供給設備（高圧および特別高圧の供給設備に限ります。また、専用供給設備を除きます。なお、ノンファーム電源の受電地点に係る発電場所から電気を受電する場合は、高圧の供給設備および当社が適当であると認めた供給設備に限ります。）とみなします。

ヘ　低圧または高圧で受電する場合で、工事費を当社が定める単位当たりの金額にもとづいて算定することが適当と認められるときは、イまたはロにかかわらず、工事費を当該金額にもとづいて算定いたします。

（６）　受電地点への供給設備の工事費負担金は、受電地点ごとに、発電量調整供給契約ごとに算定いたします。ただし、２以上の発電契約者が受電地点への供給設備の全部または一部を共用する場合の工事費負担金の算定は、次によります。

イ　２以上の発電契約者から共同して申込みがあった場合、または２以上の発電契約者のうち１の発電契約者が代表して工事費負担金を支払われる旨を申し出られた場合の工事費負担金は、その代表の発電契約者による１申込みとみなして算定いたします。

ロ　２以上の発電契約者から同時に申込みがあった場合の工事費負担金は、発電契約者ごとに算定いたします。この場合、発電契約者ごとの共用部分の工事費は、原則として契約受電電力の比であん分した金額といたします。

（７） 特例区域等の発電契約者が新たに発電量調整供給を開始し、または契約受電電力を増加される場合で、これにともない当社が新たに受電地点への供給設備を施設するときには、当社は、（１）、（２）または（４）にかかわらず、その工事費の全額を工事費負担金として発電契約者から申し受けます。

なお、この場合の工事費負担金は、（２）の場合に準じて算定いたします。

67　受電用計量器等の工事費負担金

発電契約者が新たに発電量調整供給を開始し、または契約受電電力を変更される場合等で、これにともない新たに受電地点における電力量の計量に必要な計量器、その付属装置および区分装置を取り付けるときには、当社は、その工事費の全額を工事費負担金として発電契約者から申し受けます。ただし、低圧で受電する場合で、受電の用に供することを主たる目的とするときには、その受電の用に供することによって必要となる工事費を工事費負担金として発電契約者から申し受けます。

68　会社間連系設備の工事費負担金

契約者が新たに託送供給を開始し、または契約受電電力等を増加される場合で、これにともない会社間連系設備（会社間連系点に至る供給設備をいいます。）を新たに施設するときには、当社は、工事費負担金を契約者から申し受けます。この場合、工事費負担金の金額は、工事の内容、接続供給契約または振替供給契約の内容等を基準として、契約者と当社との協議によって定めます。

69　供給地点への供給設備の工事費負担金

（１） 供給側接続設備の工事費負担金

イ　低圧または高圧で供給する場合

（イ） 契約者が新たに接続供給を開始し、または接続送電サービス契約電力等を増加される場合（新たに接続供給を開始される場合で、当該接続供

給を開始される前から引き続き当社の供給設備を利用され、かつ、下位の供給電圧に変更されるときを除きます。）で、これにともない新たに施設される供給側接続設備（専用供給設備および予備供給設備を除きます。）の工事こう長が架空の場合は1,000メートル、地中の場合は150メートルをこえるときには、当社は、その超過こう長に次の金額を乗じてえた金額を工事費負担金として契約者から申し受けます。この場合、工事費負担金は、供給地点ごとに算定いたします。

区　分	単　位	金　額
架空供給側接続設備の場合	超過こう長１メートルにつき	3,520円00銭
地中供給側接続設備の場合	超過こう長１メートルにつき	28,050円00銭

なお、張替えまたは添架を行なう場合は、架空供給側接続設備についてはその工事こう長の60パーセント、地中供給側接続設備についてはその工事こう長の20パーセントに相当する値を新たに施設される供給側接続設備の工事こう長とみなします。

（ロ）　２以上の供給地点に係る供給側接続設備の全部または一部を共用する場合の工事費負担金の算定は、次によります。

ａ　２以上の契約者から共同して申込みがあった場合、または契約者から２以上の供給地点について申込みがあり、かつ、一括して算定することを希望される場合の工事費負担金の無償こう長は、（１）イ（イ）の無償こう長に供給地点の数を乗じてえた値といたします。

ｂ　２以上の契約者から同時に申込みがあった場合、または契約者から２以上の供給地点について申込みがあり、かつ、一括して算定することを希望されない場合の工事費負担金は、供給地点ごとに算定いたします。この場合、それぞれの供給地点における供給側接続設備の工事

こう長については、共用される部分の工事こう長を共用する供給地点の数で除してえた値にその供給地点に係って単独で使用される部分の工事こう長を加えた値を、新たに施設される供給側接続設備の工事こう長といたします。

（ハ） 架空供給側接続設備と地中供給側接続設備とをあわせて施設する場合の（イ）の超過こう長は、次により算定いたします。

a 地中供給側接続設備の超過こう長は、地中供給側接続設備の工事こう長から地中供給側接続設備の無償こう長を差し引いた値といたします。

b 架空供給側接続設備の超過こう長は、架空供給側接続設備の工事こう長といたします。ただし、地中供給側接続設備の工事こう長が地中供給側接続設備の無償こう長を下回る場合は、次によります。

$$\text{架空供給側接続設備の超過こう長} = \text{架空供給側接続設備の工事こう長} - \left(\text{地中供給側接続設備の無償こう長} - \text{地中供給側接続設備の工事こう長}\right) \times \frac{\text{架空供給側接続設備の無償こう長}}{\text{地中供給側接続設備の無償こう長}}$$

ロ 特別高圧で供給する場合

（イ） 契約者が新たに接続供給を開始し、または接続送電サービス契約電力を増加される場合（新たに接続供給を開始される場合で、当該接続供給を開始される前から引き続き当社の供給設備を利用され、かつ、下位の供給電圧に変更されるときを除きます。）で、これにともない新たに施設される供給側接続設備（専用供給設備および予備供給設備を除きます。）についてaにより算定される工事費がbの当社負担額をこえるときには、当社は、その超過額を工事費負担金として契約者から申し受けます。この場合、工事費負担金は、供給地点ごとに算定いたします。

a　工 事 費

（a）　架空供給側接続設備の場合

（工事こう長100メートル当たり）

新増加接続送電サービス契約電力１キロワットにつき	標準電圧20,000ボルトで供給する場合	550円00銭
	標準電圧60,000ボルトで供給する場合	176円00銭
	標準電圧100,000ボルトで供給する場合	110円00銭

なお、標準電圧20,000ボルトで当社が供給する場合で、支持物に電柱を使用するときには、その部分の単価は、上表の該当欄の単価の15パーセントといたします。

また、標準電圧20,000ボルト、60,000ボルトまたは100,000ボルト以外の電圧で当社が供給する場合は、その工事費の全額といたします。

（b）　地中供給側接続設備の場合

（工事こう長100メートル当たり）

新増加接続送電サービス契約電力１キロワットにつき	標準電圧20,000ボルトで供給する場合	660円00銭
	標準電圧60,000ボルトで供給する場合	539円00銭
	標準電圧100,000ボルトで供給する場合	319円00銭

なお、張替えを行なう場合には、その部分の単価は、上表の該当欄の単価の20パーセントといたします。

また、標準電圧20,000ボルト、60,000ボルトまたは100,000ボルト以外の電圧で当社が供給する場合は、その工事費の全額といたしま

す。

b　当社負担額

新増加接続送電サービス契約電力１キロワットにつき	5,500円00銭

（ロ）　契約者が新たに接続供給を開始し、または接続送電サービス契約電力を増加される場合で、使用開始後３年以内の供給設備を利用して当社が供給するときは、新たに利用される部分を新たに施設される供給側接続設備とみなします。

ハ　19（接続送電サービス）（２）ニにより接続送電サービス契約電力を定める供給地点の接続送電サービス契約電力は、この（１）の工事費負担金の算定上、需要者の発電設備の検査、補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気の供給分を含まないものといたします。

ニ　次の言葉は、Ⅷ（工事費の負担）の各項においてそれぞれ次の意味で使用いたします。

（イ）　供給側接続設備

供給地点への供給の用に供することを主たる目的とする供給設備であって、発電所または変電所の引出口に施設される断路器の供給地点側接続点（送電線路から供給側接続設備を分岐する場合は、送電線路の接続点といたします。）から他の発電所または変電所を経ないで供給地点に至る電線および引込線等をいいます。

（ロ）　供給地点

会社間連系点以外の供給地点をいいます。

（ハ）　工事こう長

標準設計にもとづき算定される供給地点から最も近い供給設備までの供給側接続設備のこう長をいい、実際に施設されるこう長とは異なることがあります。

なお、単位は、１メートルとし、その端数は、小数点以下第１位で四捨五入いたします。

ホ　低圧で供給する場合、Ⅷ（工事費の負担）の各項において、接続送電サービス契約電力等を増加される場合とは、次の値が増加する場合といたします。

（イ）　電灯定額接続送電サービスおよび電灯臨時定額接続送電サービスの場合の契約負荷設備の総容量

（ロ）　契約電力

（ハ）　契約容量

なお、19（接続送電サービス）（２）イ（イ）によって接続送電サービス契約電力を定める場合で、需要場所における負荷設備の総容量等を増加されるときは、接続送電サービス契約電力等を増加されるものとみなします。

また、供給電気方式を交流単相２線式標準電圧100ボルトまたは200ボルトから交流単相３線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトに変更される場合は、接続送電サービス契約電力等を増加されるものとみなします。

ヘ　高圧で供給する場合で、19（接続送電サービス）（２）イ（イ）によって接続送電サービス契約電力を定めるとき（19〔接続送電サービス〕（２）ニで需要者の発電設備の検査、補修または事故〔停電による停止等を含みます。〕により生じた不足電力の補給にあてるための電気の供給分以外の供給分について、19〔接続送電サービス〕（２）イ（イ）に準じて定める場合を含みます。）には、Ⅷ（工事費の負担）の各項において、接続送電サービス契約電力等を増加される場合とは、需要場所における受電設備の総容量を増加される場合といたします。

（２）　供給地点への特別供給設備の工事費負担金

イ　契約者が新たに接続供給を開始し、または接続送電サービス契約電力等を増加される場合（新たに接続供給を開始される場合で、当該接続供給を

開始される前から引き続き当社の供給設備を利用され、かつ、下位の供給電圧に変更されるときを除きます。）で、これにともない当社が新たに供給地点への特別の供給設備を施設するときには、当社は、次の金額を工事費負担金として契約者から申し受けます。

（イ） 契約者の希望によって標準設計をこえる設計で供給地点への供給設備を施設する場合は、標準設計工事費をこえる金額

なお、この場合も、（１）の工事費負担金を申し受けます。

ただし、供給地点が行政庁から認可、認定等を受けている市街地開発事業等（都市計画法第４条第７項に規定する市街地開発事業その他これらに類する事業をいいます。）に係る区域の場合で、地中供給側接続設備を施設するときは、その工事費の全額からケーブル、変圧器、開閉器等の工事費を差し引いた金額といたします。

（ロ） 65（専用供給設備）によって専用供給設備を施設する場合は、その工事費の全額

なお、この場合には、工事費負担金の対象となる供給設備は、65（専用供給設備）（２）によるものといたします。

ロ 19（接続送電サービス）（２）ニにより接続送電サービス契約電力を定める供給地点において需要者の発電設備の検査、補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気の供給のために接続送電サービスを利用される場合または供給地点において予備送電サービスを利用される場合で、これにともない当社が新たに予備供給設備を施設するときには、当社は、その工事費の全額を工事費負担金として契約者から申し受けます。

なお、この場合には、工事費負担金の対象となる供給設備は、供給側接続設備に該当する供給設備といたします。ただし、予備供給設備を専用供給設備として施設する場合は、65（専用供給設備）（２）によるものといたします。

（３） 供給地点への供給設備を変更する場合の工事費負担金

イ　契約者が接続送電サービス契約電力等または予備送電サービス契約電力の増加にともなわないで、契約者の希望によって供給地点への当社の供給設備を変更する場合（新たに接続供給を開始される場合で、当該接続供給を開始される前から引き続き当社の供給設備を利用され、かつ、下位の供給電圧に変更されるときを含みます。）は、62（引込線の接続）、63（計量器等の取付け）、64（通信設備等の施設）によって実費相当額を申し受ける場合を除き、当社は、その工事費の全額を工事費負担金として契約者から申し受けます。

ロ　44（託送供給等にともなう協力）によって供給地点への供給設備を新たに施設または変更する場合には、当社は、その工事費の全額を工事費負担金として契約者から申し受けます。

（４） 工事費の算定

（２）および（３）の場合の工事費は、次により算定いたします。

イ　工事費は、契約者が標準設計をこえる設計によることを希望される場合を除き、標準設計工事費とし、工事費負担金の対象となる当社の供給設備の工事に要する材料費、工費および諸掛り（測量監督費、補償費および建設分担関連費を含みます。）の合計額といたします。

なお、撤去工事がある場合は、その合計額から撤去後の資材の残存価額を差し引いた金額に、撤去する場合の諸工費（諸掛りを含みます。）を加えた金額といたします。

また、算定にあたっては、次のとおりといたします。

（イ） 材料費は払出時の単価（電気事業会計規則に定められた方法によって算出した貯蔵品の払出単価等をいいます。）によって算定いたします。

（ロ） 土地費は、工事費に含みません。ただし、架空供給側接続設備の経過地に当社が地役権を設定する場合は、その設定にともなう費用（地役権の登記に要する費用を除きます。）の50パーセントに相当する金額を工

事費に含みます。

(ハ)　架空供給側接続設備の経過地に建造物を構築しない等架空供給側接続設備に支障を及ぼさないことを条件とする補償契約を締結する場合は、その線下補償費の50パーセントに相当する金額を工事費に含みます。

(ニ)　残地補償費は、補償費と明らかに区分されている場合に限り、工事費に含みます。

(ホ)　建設分担関連費は、電気事業会計規則等に定められた電気事業固定資産に振り替えられる範囲に限り、工事費に含みます。

(ヘ)　契約者の希望により暫定的に利用される供給設備を施設する場合の工事費は、72（臨時工事費）に準じて算定いたします。

ロ　契約者が標準設計をこえる設計によることを希望される場合の工事費は、イに準じて算定いたします。

ハ　（2）イ（イ）に該当し、かつ、その工事費を（1）イ（イ）に定める超過こう長1メートル当たりの金額または（1）ロ（イ）aに定める工事費単価にもとづいて算定することが適当と認められる場合は、イおよびロにかかわらず、標準設計をこえる設計で施設される供給設備の工事費および標準設計工事費をいずれも（1）イ（イ）または（1）ロ（イ）aにもとづいて算定いたします。この場合、超過こう長1メートル当たりの金額を新たに施設される供給側接続設備の全工事こう長に適用して工事費を算定いたします。

ニ　当社が将来の需要を考慮してあらかじめ施設した鉄塔、管路等を利用して供給する場合は、新たに施設される電線路に必要とされる回線数、管路孔数等に応じて次により算定した金額を電線路の工事費に算入いたします。

(イ)　鉄塔を利用して電気を供給する場合

$$\text{工事費} \times \frac{\text{使用回線数}}{\text{施設回線数}}$$

（ロ）　管路等を利用して電気を供給する場合

$$工事費 \times \frac{使用孔数}{施設孔数 - 予備孔数}$$

ホ　当社が特別高圧で供給する電気について、使用開始後３年以内の供給設備を利用する場合は、新たに利用される部分を新たに施設される供給側接続設備とみなします。

なお、この場合の工事費は、（１）ロ（イ）ａに準じて算定いたします。

ヘ　（２）ロの場合（特別高圧で供給する場合は、標準電圧20,000ボルト、60,000ボルトまたは100,000ボルトで当社が供給するときに限ります。）の工事費は、次のとおりといたします。

（イ）　高圧で供給する場合

（１）イ（イ）に定める超過こう長１メートル当たりの金額にもとづいて算定することが適当と認められる場合は、イまたはロにかかわらず、その工事費を（１）イ（イ）にもとづいて算定いたします。この場合、超過こう長１メートル当たりの金額を新たに施設される供給側接続設備の全工事こう長に適用して算定いたします。

（ロ）　特別高圧で供給する場合

契約者が標準設計をこえる設計によることを希望される場合を除き、イにかかわらず、（１）ロ（イ）ａおよび（ロ）によって算定いたします。

なお、21（予備送電サービス）によって当社が供給する場合で、供給側接続設備（専用供給設備および予備供給設備を除きます。）と予備供給設備とをあわせて施設するときの予備供給設備の工事費は、（１）ロ（イ）ａの該当欄の単価の20パーセントを適用して算定いたします。

ト　低圧または高圧で供給する場合で、工事費を当社が定める単位当たりの金額にもとづいて算定することが適当と認められるとき（ハおよびヘ（イ）の場合を除きます。）は、イまたはロにかかわらず、工事費を当該金額にもとづいて算定いたします。

（５） 特例区域等の契約者が新たに接続供給を開始し、または接続送電サービス契約電力を増加される場合（新たに接続供給を開始される場合で、当該接続供給を開始される前から引き続き当社の供給設備を利用され、かつ、下位の供給電圧に変更されるときを除きます。）で、これにともない当社が新たに供給地点への供給設備を施設するときには、当社は、（１）または（２）にかかわらず、その工事費の全額を工事費負担金として契約者から申し受けます。

なお、この場合の工事費負担金は、（２）の場合に準じて算定いたします。

（６） 分割接続供給の場合の工事費負担金は、（１）から（５）に準じて算定し、双方の契約者と当社との協議のうえ、一方または双方の契約者から申し受けます。この場合、工事費負担金の算定上、１供給地点につき、１接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービス契約電力を接続送電サービス契約電力とみなします。

70 工事費負担金の申受けおよび精算

（１） 当社は、工事費負担金を原則として工事着手前に契約者または発電契約者から申し受けます。

なお、９（検討および契約の申込み）（４）にもとづき系統連系保証金を申し受けた場合または51（契約の変更）（６）ハにもとづき混雑緩和プロセスに関する保証金を申し受けた場合は、系統連系保証金または混雑緩和プロセスに関する保証金を工事費負担金に充当いたします。

（２） 工事費負担金は、次の場合には、工事完成後すみやかに精算するものといたします。

イ 69（供給地点への供給設備の工事費負担金）（１）にもとづき算定される場合は、次に該当するとき。

（イ） 設計変更等により、架空供給側接続設備または地中供給側接続設備のいずれかの工事こう長の変更の差異が５パーセントをこえる場合

（ロ）　その他特別の事情により、工事費負担金に差異が生じた場合

ロ　66（受電地点への供給設備の工事費負担金）、67（受電用計量器等の工事費負担金）、68（会社間連系設備の工事費負担金）、69（供給地点への供給設備の工事費負担金）（２）（69〔供給地点への供給設備の工事費負担金〕（１）の超過こう長１メートル当たりの金額にもとづいて工事費を算定する場合は、イに準ずるものといたします。）および69（供給地点への供給設備の工事費負担金）（３）にもとづき算定される場合は、次に該当するとき。

（イ）　低圧または高圧で受電または供給する場合

a　設計変更により、電柱（鉄塔、鉄柱を含みます。）、電線および変圧器等の主要材料の規格が変更となる場合、または主要材料の数量の変更（低圧引込線を除きます。）の差異が５パーセントをこえる場合

b　設計時と払出時との間で材料費の単価に変動が生じた場合（設計から払出しまでの期間が短いときを除きます。）

c　その他特別の事情により、工事費負担金に著しい差異が生じた場合

（ロ）　特別高圧で受電または供給する場合

原則としてすべての場合

（３）　当社は、工事費負担金を申し受けて施設した受電側接続設備または供給側接続設備の全部または一部を他の契約者または発電契約者と共用する供給設備として利用することがあります。

なお、当社が特別高圧で受電または供給する電気について、その利用が供給設備の使用開始後３年以内に行なわれる場合で、その受電側接続設備または供給側接続設備を使用開始したときにさかのぼって２以上の契約者または発電契約者が共用する供給設備として算定した場合の工事費負担金が既に申し受けた工事費負担金を下回るときは、その差額をお返しいたします。

（４）　当社は、66（受電地点への供給設備の工事費負担金）（２）イ（ハ）に定める供給設備の全部または一部を他の契約者または発電契約者と共用する供給設備として利用することがあります。

なお、当社が受電する電気または特別高圧で供給する電気について、その利用が供給設備の使用開始後３年以内に行なわれる場合で、その供給設備を使用開始したときにさかのぼって２以上の契約者または発電契約者が共用する供給設備として算定した場合の工事費負担金が既に申し受けた工事費負担金を下回るときは、原則としてその差額をお返しいたします。

（５） 当社は、契約者または発電契約者の承諾をえて、専用供給設備を専用供給設備以外の供給設備に変更することがあります。

なお、その変更が供給設備の使用開始後10年以内に行なわれる場合は、その専用供給設備を使用開始したときにさかのぼって専用供給設備以外の供給設備として算定した工事費負担金と、既に申し受けた工事費負担金との差額をお返しいたします。

（６） 低圧または高圧で供給する場合、居住用の分譲地として整備された地域等において、原則として１年以内にすべての建物が施設される場合で、すべての供給地点について２以上の契約者が共同して申込みをされたときまたはすべての供給地点について契約者から申込みがあり、かつ、一括して工事費負担金を算定することを希望されるときには、当社は、施設を予定しているすべての建物に対する工事こう長のうち無償こう長に供給地点の数の70パーセントの値を乗じてえた値をこえる部分を超過こう長として算定される69（供給地点への供給設備の工事費負担金）（１）の工事費負担金を当初に申し受けます。

また、工事費負担金契約書（73〔工事費等に関する契約書の作成〕に定める工事費等に関する契約書をいいます。）に定める期日に既に供給を開始している供給地点の数により工事費負担金を精算いたします。この場合の精算の対象となる工事こう長は、共同して申込みをされた供給地点の数と供給を開始した供給地点の数とが異なる場合であっても、施設された供給設備に応じたものといたします。

71　供給開始に至らないで契約を廃止または変更される場合等の費用の申受け

（１）　託送供給開始に至らないで接続供給契約または振替供給契約を廃止または変更される場合

供給設備の一部または全部を施設した後、契約者または需要者の都合によって託送供給の開始に至らないで接続供給契約または振替供給契約を廃止または変更される場合は、当社は、要した費用の実費を契約者から申し受けます。

なお、実際に供給設備の工事を行なわなかった場合であっても、測量監督等に費用を要したときは、その実費を契約者から申し受けます。

また、分割接続供給の場合は、要した費用の実費を双方の契約者と当社との協議のうえ、一方または双方の契約者から申し受けます。

（２）　発電量調整供給開始に至らないで発電量調整供給契約を廃止または変更される場合

供給設備の一部または全部を施設した後、発電契約者または発電者の都合によって発電量調整供給の開始に至らないで発電量調整供給契約を廃止または変更される場合等は、当社は、要した費用の実費を発電契約者から申し受けます。ただし、発電契約者との間で電源接続案件一括検討プロセスにもとづき工事費負担金補償金を定める場合は、供給設備の工事を行なう前であっても、原則としてその金額を発電契約者から申し受けます。

なお、電力広域的運営推進機関送配電等業務指針に定める保証金を返還する事情に該当する場合は、当社は、系統連系保証金をお返しいたします。

また、実際に供給設備の工事を行なわなかった場合であっても、測量監督等に費用を要したときは、その実費を発電契約者から申し受けます。

（３）　混雑緩和プロセスにともなう供給設備の変更を中止される場合等の費用の申受け

混雑緩和プロセスにともない供給設備の一部または全部を変更した後、発電契約者または発電者の都合によって供給設備の変更を中止される場合等

は、当社は、要した費用の実費を発電契約者から申し受けます。ただし、発電契約者との間で混雑緩和プロセスにもとづき工事費負担金補償金を定める場合は、供給設備の工事を行なう前であっても、原則としてその金額を発電契約者から申し受けます。

なお、電力広域的運営推進機関送配電等業務指針に定める混雑緩和プロセスに関する保証金を返還する事情に該当する場合は、当社は、混雑緩和プロセスに関する保証金をお返しいたします。

また、実際に供給設備の工事を行なわなかった場合であっても、測量監督等に費用を要したときは、その実費を発電契約者から申し受けます。

72　臨時工事費

（１）　20（臨時接続送電サービス）によって供給する場合で、これにともない新たに供給設備を施設するときには、当社は、新たに施設する供給設備の工事費にその設備を撤去する場合の諸工費（諸掛りを含みます。）を加えた金額から、その撤去後の資材の残存価額を差し引いた金額を、臨時工事費として、契約者から、原則として工事着手前に申し受けます。

なお、低圧または高圧で供給する場合、撤去後の資材の残存価額は、変圧器、開閉器等の機器についてはその価額の95パーセント、その他の設備についてはその価額の50パーセントといたします。

また、特別高圧で供給する場合、原則として、撤去後の資材のうち変圧器、開閉器等の機器については、契約使用期間１月（１月未満は、１月といたします。）につきその価額の１パーセントを差し引いた金額を残存価額といたします。

（２）　臨時工事費を申し受ける場合は、69（供給地点への供給設備の工事費負担金）の工事費負担金は申し受けません。

（３）　低圧または高圧で供給する場合、新たに施設する供給設備のうち、当社が将来の需要等を考慮して常置し、かつ、無償こう長に相当する部分について

は臨時工事費を申し受けません。

（４） 分割接続供給の場合の臨時工事費は、（1）、（2）または（3）に準じて算定し、双方の契約者と当社との協議のうえ、一方または双方の契約者から申し受けます。

（５） 臨時工事費の精算は、70（工事費負担金の申受けおよび精算）（２）ロの場合に準ずるものといたします。

73 工事費等に関する契約書の作成

当社は、契約者もしくは発電契約者が希望される場合または当社が必要とする場合は、工事費等に関する必要な事項について、原則として工事着手前に、契約書を作成いたします。

Ⅸ 保　　安

74　保安の責任

当社は、受電地点に至るまでの供給設備および供給地点に至るまでの供給設備（当社が所有権を有さない設備を除きます。）ならびに計量器等発電場所内および需要場所内の当社の電気工作物について、保安の責任を負います。

75　保安等に対する発電者および需要者の協力

（１）　次の場合には、発電者または需要者からすみやかにその旨を当社に通知していただきます。この場合には、当社は、ただちに適当な処置をいたします。

イ　発電者または需要者が、引込線、計量器等その発電場所内および需要場所内の当社の電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあると認めた場合

ロ　発電者または需要者が、発電者または需要者の電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあり、それが当社の供給設備に影響を及ぼすおそれがあると認めた場合

（２）　発電者または需要者が、当社の供給設備を使用しないことが明らかな場合で、当社が保安上必要と認めるときは、その期間について、当社は、（１）に準じて、適当な処置をいたします。

（３）　発電者または需要者が、当社の供給設備に直接影響を及ぼすような物件の設置、変更または修繕工事をされる場合および物件の設置、変更または修繕工事をされた後、その物件が当社の供給設備に直接影響を及ぼすこととなった場合には、その内容を当社に通知していただきます。この場合において、保安上とくに必要があるときには、当社は、発電者または需要者にその内容の変更をしていただくことがあります。

（４）　当社は、必要に応じて、託送供給または発電量調整供給の開始に先だち、接続供給電力または発電量調整受電電力を遮断する開閉器の操作方法等につ

いて、発電者および需要者と協議を行ないます。

76 調　　査

（1） 当社は、法令で定めるところにより、需要者の電気工作物が技術基準に適合しているかどうかを調査いたします。

なお、需要者のお求めに応じ、係員は、所定の証明書を提示いたします。

（2） 調査は、次の事項について行ないます。ただし、必要がないと認められる場合には、その一部を省略することがあります。

イ　絶縁抵抗値または漏えい電流値の測定

ロ　接地抵抗値の測定

ハ　点検

（3） 当社は、（1）の調査の結果、技術基準に適合していると認めるときはその旨を、適合していないと認めるときは技術基準に適合させるためにとるべき措置およびその措置をとらなかった場合に生ずると予想される結果を、需要者にお知らせいたします。

なお、調査結果の通知は、調査年月日、係員、調査についての照会先等を記載した文書等により、原則として調査時に行ないます。

77 調査等の委託

（1） 当社は、76（調査）の業務の全部または一部を経済産業大臣の登録を受けた調査機関（以下「登録調査機関」といいます。）に委託することがあります。

（2） 当社は、（1）によって委託した場合には、委託先の名称、所在地および委託した業務内容等を記載した文書等により、需要者にお知らせいたします。

78 調査に対する需要者の協力

（1） 需要者が電気工作物の変更の工事を行なった場合には、その工事が完成したとき、すみやかにその旨を当社または登録調査機関に通知していただきま

す。

（２） 当社は、76（調査）（１）により調査を行なうにあたり、必要があるときは、需要者の承諾をえて電気工作物の配線図を提示していただきます。

79 検査または工事の受託

（１） 低圧で供給する場合、契約者または需要者は、保安上必要な電気工作物の検査を当社に申し込むことができます。

（２） （１）の申込みを受けた場合には、当社は、すみやかに検査を行ないます。この場合には、当社は、検査料として実費を申し受けます。ただし、軽易なものについては、無料とすることがあります。

（３） 低圧で供給する場合、契約者または需要者は、保安上必要な電気工作物の工事を当社に申し込むことができます。

（４） （３）の申込みを受けた場合には、当社は、できる限りこれを受託いたします。受託したときには、当社は、実費を申し受けます。ただし、電線被覆損傷箇所のテープ巻き等の軽易なものについては、材料費（消耗品を除きます。）のみを申し受けます。

80 自家用電気工作物

需要者の電気工作物のうち自家用電気工作物については、この約款のうち次のものは、適用いたしません。

（１） 76（調査）

（２） 77（調査等の委託）

（３） 78（調査に対する需要者の協力）

（４） 79（検査または工事の受託）

附　　則

1　この約款の実施期日

この約款は、2025年４月１日から実施いたします。

2　受電電圧および供給電圧についての特別措置

受電電圧および供給電圧については、当社の供給設備の都合でやむをえない場合には、当分の間、本則の規定にかかわらず標準電圧3,000ボルトまたは標準電圧30,000ボルトで託送供給等を行なうことがあります。この場合において、料金その他の供給条件は、次によります。

（１）　標準電圧3,000ボルトで託送供給等を行なう場合には、標準電圧6,000ボルトで託送供給等を行なう場合に準ずるものといたします。

（２）　標準電圧30,000ボルトで託送供給等を行なう場合には、標準電圧20,000ボルトで託送供給等を行なう場合に準ずるものといたします。

3　揚水発電設備等が設置された需要場所に接続供給を行なう場合の特別措置

（１）に定める適用範囲に該当する接続供給契約で、あらかじめ契約者から申出がある場合は、料金および必要となるその他の供給条件は次のとおりといたします。

（１）　適用範囲

イ　揚水発電設備等が設置された需要場所に供給され揚水または蓄電された接続供給に係る電気が、当該需要場所以外の需要場所に託送供給される場合であること。

ロ　イの接続供給に係る電気と、それ以外の電気（揚水発電設備等が設置された需要場所内で使用される電気や揚水発電設備等が設置された需要場所内で発電または放電された電気等をいいます。）とを、物理的に区分する等、何らかの方法で明確に区分が可能となるよう措置されており、（イ）およ

び（ロ）を明確に区分して定めることが可能であること。ただし、技術上、経済上、やむをえない場合等特別の事情がある場合は、（イ）および（ロ）をあらかじめ契約者と当社との協議により定めることがあります。

（イ）　当該供給地点におけるイの接続供給に係る電気に相当する最大電力（キロワット）または最大容量（キロボルトアンペア）（以下「揚水最大電力等」といいます。）およびそれ以外の電気の最大電力または最大容量（以下「その他最大電力等」といいます。）

（ロ）　当該供給地点におけるイの接続供給に係る電気に相当する電力量（以下「揚水等接続供給電力量」といいます。）およびそれ以外の電気の電力量（以下「その他接続供給電力量」といいます。）

ハ　イおよびロにおける揚水発電設備等については、あらかじめ定められた順序または手続き等にしたがって揚水または蓄電および発電または放電を制御することが可能なものであること。

（２）　接続送電サービス料金または臨時接続送電サービス料金

接続送電サービス料金または臨時接続送電サービス料金は、供給地点ごとに、あらかじめ１年ごとに契約者と当社との協議により揚水発電設備等における揚水または蓄電および発電等に係る電気の損失率（以下「揚水等損失率」といいます。）を定め、19（接続送電サービス）（３）イ（ロ）ｃ、（ハ）ｃ、（ニ）ｃ、（ホ）ｃ、（ヘ）ｃ、（ト）ｃ、ロ（イ）ｃ、（ロ）ｃ、（ハ）ｃ、ハ（イ）ｃ、（ロ）ｃもしくは（ハ）ｃ、または、20（臨時接続送電サービス）（３）イ（ロ）ｃ、（ニ）ｃ、ロ（ハ）もしくはハ（ハ）の適用にあたっては、接続送電サービス料金または臨時接続送電サービス料金の算定上、イ（イ）または（ロ）により、接続供給課金対象電力または接続供給課金対象電力量を定め、接続送電サービス契約電力、接続送電サービス契約容量、臨時接続送電サービス契約電力もしくは臨時接続送電サービス契約容量または接続供給電力量に代えて適用いたします。

なお、高圧または特別高圧で供給する場合で、１年を通じて最大需要電力

等が夜間時間に発生するときのピークシフト電力は、19（接続送電サービス）（４）ロにかかわらず、ロといたします。

イ　接続供給課金対象電力または接続供給課金対象電力量

（イ）　接続供給課金対象電力

当該供給地点における接続供給課金対象電力（キロワット）は、次のとおりといたします。ただし、接続供給課金対象電力の算定上、１キロボルトアンペアを１キロワットとみなします。

接続供給課金対象電力

＝揚水最大電力等×揚水等損失率＋その他最大電力等

（ロ）　接続供給課金対象電力量

当該供給地点における接続供給課金対象電力量は、次のとおりといたします。

接続供給課金対象電力量

＝揚水等接続供給電力量×揚水等損失率＋その他接続供給電力量

ロ　１年を通じての最大需要電力等が夜間時間に発生する場合のピークシフト電力

高圧または特別高圧で供給する場合のピークシフト電力は、需要者の負荷移行により昼間時間から夜間時間に移行された増分電力をいい、その需要者の接続送電サービス契約電力からその需要者の１年を通じての昼間時間における接続供給電力の最大値を差し引いた値を上限として、夜間時間に移行する負荷設備の容量（キロワット）、揚水最大電力等およびその他最大電力等ならびに揚水等損失率等にもとづき、あらかじめ契約者と当社との協議によって定めます。

なお、各月の昼間時間における接続供給電力の最大値の実績等から、ピークシフト電力が不適当と認められる場合には、すみやかにピークシフト電力を適正なものに変更していただきます。

ハ　そ の 他

（イ）　19（接続送電サービス）（３）イ（イ）ａに該当する場合は、19（接続送電サービス）（３）イ（ロ）ａ、（ハ）ａまたは（ニ）ａにかかわらず、電灯標準接続送電サービス、電灯時間帯別接続送電サービスまたは電灯従量接続送電サービス（自己等への電気の供給の用に供する接続供給の場合に限ります。）を適用いたします。

（ロ）　20（臨時接続送電サービス）（３）イ（イ）ａに該当する場合は、20（臨時接続送電サービス）（３）イ（ロ）ａにかかわらず、電灯臨時接続送電サービスを適用いたします。

（ハ）　20（臨時接続送電サービス）（３）イ（ハ）ａに該当する場合は、20（臨時接続送電サービス）（３）イ（ニ）ａにかかわらず、動力臨時接続送電サービスを適用いたします。

（３）　電力および電力量の算定

当社または当社の供給区域で事業を営む配電事業者が指定する系統安定上必要な調整機能を有する揚水発電設備等であって別途当社または当社の供給区域で事業を営む配電事業者と調整に関する契約を締結する設備が設置された需要場所に接続供給を行なう場合で、電気の使用に係る調整を行なうときは、接続対象計画電力量、接続対象計画差対応補給電力量および接続対象計画差対応余剰電力量は、31（電力および電力量の算定）(12)、(22) および (23) にかかわらず、次のとおりといたします。

イ　接続対象計画電力量

接続対象計画電力量は、30分ごとの接続対象電力量の計画値（供給地点が複数ある場合はその合計といたします。）で、契約者があらかじめ電力広域的運営推進機関を通じて当社に通知するものといたします。

なお、当社または当社の供給区域で事業を営む配電事業者が指定する系統安定上必要な調整機能を有する揚水発電設備等であって別途当社または当社の供給区域で事業を営む配電事業者と調整に関する契約を締結する設

備が設置された需要場所に接続供給を行なう場合で、電気の使用に係る調整を行なうときは、契約者は、別途、当該供給地点における30分ごとの接続対象電力量の計画値をあらかじめ電力広域的運営推進機関を通じて当社に通知するものといたします。

ロ　接続対象計画差対応補給電力量

接続対象計画差対応補給電力量は、30分ごとの接続対象電力量がその30分における接続対象計画電力量を上回る場合に、30分ごとに、次の式により算定された値といたします。ただし、接続対象計画差対応補給電力量の算定上、当社または当社の供給区域で事業を営む配電事業者が指定する系統安定上必要な調整機能を有する揚水発電設備等であって別途当社または当社の供給区域で事業を営む配電事業者と調整に関する契約を締結する設備が設置された需要場所に接続供給を行なう場合で、電気の使用に係る調整を行なったとき（揚水発電設備等の故障等が発生したときを除きます。）は、31（電力および電力量の算定）（８）にかかわらず、当該供給地点におけるその30分ごとの接続対象電力量の計画値にもとづき算定される当該供給地点におけるその30分ごとの接続供給電力量の計画値を当該供給地点におけるその30分ごとの接続供給電力量とみなし、接続対象電力量を算定いたします。

接続対象計画差対応補給電力量＝接続対象電力量－接続対象計画電力量

ハ　接続対象計画差対応余剰電力量

接続対象計画差対応余剰電力量は、30分ごとの接続対象電力量がその30分における接続対象計画電力量を下回る場合に、30分ごとに、次の式により算定された値といたします。ただし、接続対象計画差対応余剰電力量の算定上、当社または当社の供給区域で事業を営む配電事業者が指定する系統安定上必要な調整機能を有する揚水発電設備等であって別途当社または当社の供給区域で事業を営む配電事業者と調整に関する契約を締結する設備が設置された需要場所に接続供給を行なう場合で、電気の使用に係る調

整を行なったとき（揚水発電設備等の故障等が発生したときを除きます。）は、31（電力および電力量の算定）（８）にかかわらず、当該供給地点におけるその30分ごとの接続対象電力量の計画値にもとづき算定される当該供給地点におけるその30分ごとの接続供給電力量の計画値を当該供給地点におけるその30分ごとの接続供給電力量とみなし、接続対象電力量を算定いたします。

接続対象計画差対応余剰電力量＝接続対象計画電力量－接続対象電力量

（４） 計量器等の取付け

料金の算定上必要な計量器等については、63（計量器等の取付け）によるものといたします。また、これに加え、（１）イの接続供給に係る電気と、それ以外の電気（揚水発電設備等が設置された需要場所内で使用される電気や揚水発電設備等が設置された需要場所内で発電または放電された電気等をいいます。）とを、（１）ロによって区分する場合には、区分するために必要な計量器およびその付属装置は、原則として、当社の所有とし、当社の負担で取り付けます。

（５） 供給電圧と計量電圧が異なる場合の取扱い

接続供給電力量および最大需要電力等は、30（計量）および附則６（受電電圧および供給電圧と計量電圧が異なる場合の取扱い）にかかわらず、供給電圧と異なった電圧で計量することがあります。この場合、接続供給電力量および最大需要電力等は、計量された接続供給電力量および最大需要電力等を、供給電圧と同位にするために、あらかじめ契約者と当社との協議によって定められた計量損失率によって修正したものといたします。

（６）分割接続供給の場合の取扱い

イ　この特別措置の適用を希望される場合は、あらかじめ双方の契約者で協議のうえ、当社へ申し出ていただきます。

ロ　この特別措置は、それぞれの契約者に係る接続送電サービスまたは臨時接続送電サービスに適用するものとし、それぞれの契約者に係る接続送電

サービスまたは臨時接続送電サービスの取扱いは、（１）および（２）に準ずるものといたします。また、この場合は、33（料金の算定）(11）または（12）にもとづき料金の調整を行なうために、１供給地点につき、１接続送電サービスまたは１臨時接続送電サービスを適用したときの接続送電サービスまたは臨時接続送電サービスにおいてもこの特別措置を適用するものとし、当該接続送電サービスまたは臨時接続送電サービスの取扱いは、（１）および（２）に準ずるものといたします。

なお、揚水等損失率は、あらかじめ１年ごとに双方の契約者と当社との協議により供給地点ごとに定め、それぞれの契約者に係る接続送電サービス料金または臨時接続送電サービス料金および１供給地点につき、１接続送電サービスまたは１臨時接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービス料金または臨時接続送電サービス料金の算定にあたり、同一の値を使用するものといたします。

４　発電量調整供給契約についての特別措置［再生可能エネルギー発電設備］

（１）　契約者が特定契約を締結している場合もしくは特定送配電事業者が特定契約を締結している場合または契約者が当社と再生可能エネルギー電気卸供給契約を締結し、指定した再生可能エネルギー発電設備から電気を調達する場合は、原則として、契約者または特定送配電事業者との間で発電量調整供給契約を締結し、特例発電バランシンググループを設定していただきます。この場合、契約者が締結する特定契約に係る再生可能エネルギー発電設備、特定送配電事業者が締結する特定契約に係る再生可能エネルギー発電設備および当社との再生可能エネルギー電気卸供給契約に係る再生可能エネルギー発電設備は、同一のバランシンググループに属することはできないものといたします。

（２）　（１）により発電量調整供給契約を締結する場合において、発電量調整供給契約（発電者から電気を受電する場合に限ります。）の申込みに先だち、

契約者（当社と再生可能エネルギー電気卸供給契約を締結する契約者を除きます。）または特定送配電事業者は、受電地点特定番号を明らかにして、申込書（当社所定の様式によります。）により、受電側接続検討の申込みをしていただきます。

（３）　（１）により発電量調整供給契約を締結する場合において、発電者が特定契約を締結する電気事業者の変更を希望され、または契約者が当社もしくは特定送配電事業者との再生可能エネルギー電気卸供給契約の変更を希望されることにともない当該発電者に係る発電量調整供給契約を変更するときは、当社は、51（契約の変更）（３）に準じて契約を変更していただくことがあります。

（４）　（１）により発電量調整供給契約を締結する場合において、契約者が特定送配電事業者と再生可能エネルギー電気卸供給契約を締結し、指定した再生可能エネルギー発電設備から電気を調達することを希望されるときは、契約者は、当社が受電地点において発電量調整供給を行なう際に必要となる事項について、特定送配電事業者が当社に通知する旨を承諾した文書を提出していただきます。

（５）　（１）により発電量調整供給契約を締結する場合において、契約者（特定送配電事業者が契約者となる場合を除きます。）が希望されるときは、契約者の指定する発電バランシンググループ（当該発電バランシンググループにおける特定契約が2016年４月１日以降に締結され、かつ、再生可能エネルギー特別措置法第２条第３項第５号に定めるバイオマスを電気に変換する認定発電設備〔以下「バイオマス発電設備」といいます。〕であって化石燃料を混焼するもの〔再生可能エネルギー特別措置法施行規則第14条第８号ニに定める地域資源バイオマス発電設備を除きます。〕であるときを除きます。）に係る料金および必要となるその他の供給条件は次のとおりといたします。

イ　８（契約の要件）（２）イは、適用いたしません。

ロ　発電量調整供給に係る料金は、18（料金）（２）にかかわらず、18（料金）

（２）に定める料金、ホにより算定されるインバランスリスク料および再生可能エネルギー予測誤差対応調整力確保料といたします。ただし、契約者が当社と再生可能エネルギー電気卸供給契約を締結し、指定した再生可能エネルギー発電設備から電気を調達する場合は、インバランスリスク料および再生可能エネルギー予測誤差対応調整力確保料は申し受けません。

ハ　特例発電バランシンググループに係る発電量調整供給の料金単価は、23（発電量調整受電計画差対応電力）（２）イ（ハ）およびロ（ハ）にかかわらず、託送供給等約款料金算定規則第29条（卸電力取引所が公表する額に限ります。）にもとづき、30分ごとに算定される金額といたします。

ただし、契約者が特定契約を締結している場合の特例発電バランシンググループに係る発電量調整供給の料金単価は、23（発電量調整受電計画差対応電力）（２）イ（ハ）およびロ（ハ）にかかわらず、託送供給等約款料金算定規則附則第３条（卸電力取引所が公表する額に限ります。）にもとづき、30分ごとに算定される金額といたします。

この場合、23（発電量調整受電計画差対応電力）（２）イ（ロ）およびロ（ロ）にかかわらず、発電量調整受電計画差対応補給電力料金は、特例発電バランシンググループに係る発電量調整供給およびその他の発電バランシンググループに係る発電量調整供給について、それぞれ23（発電量調整受電計画差対応電力）（２）イ（ロ）に準じて算定したものの合計とし、発電量調整受電計画差対応余剰電力料金は、特例発電バランシンググループに係る発電量調整供給およびその他の発電バランシンググループに係る発電量調整供給について、それぞれ23（発電量調整受電計画差対応電力）（２）ロ（ロ）に準じて算定したものの合計といたします。

ニ　特例発電バランシンググループに係る給電指令時補給電力料金単価は、26（給電指令時補給電力）（２）ニにかかわらず、託送供給等約款料金算定規則第29条（卸電力取引所が公表する額に限ります。）にもとづき、30分ごとに算定される金額といたします。

なお、契約者が特定契約を締結している場合の特例発電バランシンググループに係る給電指令時補給電力料金単価は、26（給電指令時補給電力）（２）ニにかかわらず、託送供給等約款料金算定規則附則第３条（卸電力取引所が公表する額に限ります。）にもとづき、30分ごとに算定される金額といたします。ただし、39（給電指令の実施等）（２）ホの場合で、ノンファーム電源に対して出力の抑制を実施したときの給電指令時補給電力料金単価は、39（給電指令の実施等）（５）により補給される電気を使用されているときの翌日取引を行なうための卸電力取引市場における30分ごとの売買取引の価格（売買取引に係る電力の受渡しが連系設備の送電容量等による制限を受けるものとして当社の供給区域において売買取引を行なうものに限ります。）に消費税等相当額を加えた金額とし、当社が30分ごとに設定するものといたします。

この場合、26（給電指令時補給電力）（２）ロにかかわらず、給電指令時補給電力料金は、特例発電バランシンググループに係る補給およびその他の発電バランシンググループに係る補給について、それぞれ26（給電指令時補給電力）（２）ロに準じて算定したものの合計といたします。

ホ　インバランスリスク料は、特例発電バランシンググループにおける30分ごとの発電量調整受電電力量にインバランスリスク単価を適用してえられる金額のその１月の合計（合計額が負となる場合は零といたします。）といたします。また、再生可能エネルギー予測誤差対応調整力確保料は、特例発電バランシンググループにおける30分ごとの発電量調整受電電力量に、再生可能エネルギー予測誤差対応単価（再生可能エネルギー特別措置法施行規則に定める再生可能エネルギー予測誤差対応調整力確保に係る単価をいいます。）を適用してえられる金額のその１月の合計といたします。

ヘ　インバランスリスク料および再生可能エネルギー予測誤差対応調整力確保料について必要となるその他の事項については、発電量調整受電計画差対応補給電力料金に準じて次の各項によるものといたします。

（イ）　29（料金の算定期間）
（ロ）　33（料金の算定）
（ハ）　34（支払義務の発生および支払期日）
（ニ）　35（料金その他の支払方法）
（ホ）　36（保証金）
（ヘ）　48（違約金）
（ト）　55（解約等）

ト　当社は、30分ごとの契約者が締結する特定契約または当社もしくは特定送配電事業者との再生可能エネルギー電気卸供給契約に係る発電量調整受電計画電力量を決定し、原則として発電量調整供給実施日の前々日の午後４時までに契約者に通知いたします。

　また、当社は、当該発電量調整受電計画電力量の見直しを行ない、変更後の発電量調整受電計画電力量を決定し、原則として発電量調整供給実施日の前日午前６時までに契約者に再通知いたします。

　なお、契約者は、必要に応じて発電量調整受電計画電力量の決定に必要となる事項に関する文書を当社に提出していただきます。

チ　ローカル系統における電気の潮流が系統安定度等にもとづき算定される運用可能な容量を超過し、または超過するおそれがある場合で、当社がノンファーム電源の出力の抑制に係る通知を発電者または契約者に行なったときは、トにかかわらず、契約者は、発電量調整受電計画電力量の見直しを行なっていただきます。

リ　契約者は、発電量調整供給の実施に先だち、変更後の発電量調整受電計画電力量にもとづき発電計画を当社所定の様式により電力広域的運営推進機関を通じて当社に通知していただきます。

ヌ　リで定めた計画を変更する必要が生じた場合には、すみやかに当社に通知していただきます。

ル　この料金その他の供給条件の適用を開始した後１年間はこの料金その他

の供給条件の適用を継続していただきます。また、この料金その他の供給条件の適用を終了した後１年間はこの料金その他の供給条件を適用いたしません。

（６）　（１）により発電量調整供給契約を締結する場合において、契約者が当社と再生可能エネルギー電気卸供給契約を締結し、指定した再生可能エネルギー発電設備から電気を調達するときは、契約者の指定する発電バランシンググループ（（５）において、契約者が希望される場合を除きます。）に係る料金および必要となるその他の供給条件は次のとおりといたします。

イ　発電量調整供給に係る料金は、18（料金）（２）にかかわらず、18（料金）（２）に定める料金およびロにより算定されるインバランスリスク料といたします。

ロ　インバランスリスク料は、特例発電バランシンググループにおける30分ごとの発電量調整受電電力量にインバランスリスク単価を適用してえられる金額のその１月の合計（合計額が負となる場合は零といたします。）といたします。

ハ　インバランスリスク料について必要となるその他の事項については、発電量調整受電計画差対応余剰電力料金に準じて次の各項によるものといたします。

（イ）　29（料金の算定期間）

（ロ）　33（料金の算定）

（ハ）　34（支払義務の発生および支払期日）

（ニ）　35（料金その他の支払方法）

（７）　（１）により発電量調整供給契約を締結する発電場所（低圧で受電する場合に限ります。）において、イに該当する複数の発電設備等（各発電設備等の出力が10キロワット未満の場合に限ります。また、特定送配電事業者が特定契約を締結する再生可能エネルギー発電設備を除きます。）を使用する発電場所で、契約者または発電契約者から適用の申出がある場合は、当分の間、

必要となるその他の供給条件は、ロからホのとおりといたします。

イ　適　　用

次のいずれかに該当する場合に適用いたします。

（イ）　特定契約に係る再生可能エネルギー発電設備とそれ以外の発電設備等を設置する発電場所で、特定契約に係る再生可能エネルギー発電設備以外の電気を発電契約者が受電する場合

（ロ）　特定契約に係る再生可能エネルギー発電設備を複数設置する発電場所で、契約者が特定契約を締結する再生可能エネルギー発電設備と当社が特定契約を締結する再生可能エネルギー発電設備が混在する場合または当社の再生可能エネルギー電気卸供給約款にもとづき指定した再生可能エネルギー発電設備から電気を調達する場合

ロ　供給および契約の単位

当社は、15（供給および契約の単位）（１）にかかわらず、１発電場所について１系統連系受電サービスを適用（当社が特定契約を締結している場合〔発電契約者が発電者との間で電力受給に関する契約を締結している場合を除きます。〕を除きます。）し、１電気方式、１引込、２計量をもって発電量調整供給を行ないます。この場合、当該発電場所に係る発電バランシンググループは、計量区分ごとに発電バランシンググループを設定していただきます。

ハ　計　　量

当社は、30（計量）（１）にかかわらず、発電量調整受電電力量は、受電地点ごとに取り付けた記録型計量器および複数の発電設備等を区分するために取り付けた記録型計量器により、受電電圧と同位の電圧で、30分単位で計量いたします。また、受電地点に取り付けた記録型計量器で計量された電力量と複数の発電設備等を区分するために取り付けた記録型計量器で計量された電力量の差し引きにより、30分ごとに、発電バランシンググループごとに、電力量を仕訳いたします。この場合、31（電力および電力

量の算定）の電力および電力量の算定上、仕訳後の電力量を受電地点で計量された電力量とみなします。

ニ　38（託送供給等の実施）（３）へは、適用いたしません。

ホ　イの適用を廃止しようとされる場合またはイの適用に該当しなくなった場合は、当該発電場所に係る取扱いを終了させるための適当な処置を行ないます。

なお、必要に応じて契約者、発電契約者および発電者に協力していただきます。

（８）　契約者が化石燃料を混焼するバイオマス発電設備から契約者が締結する特定契約に係る電気を受電する場合、当該バイオマス発電設備に係る発電量調整受電電力量は、次のとおりといたします。

イ　特例発電バランシンググループに係る発電量調整受電電力量は、当該バイオマス発電設備の受電地点で30分ごとに計量された電力量に、当該バイオマス発電設備のバイオマス比率（発電によりえられる電気の量に占めるバイオマスを変換してえられる電気の量の割合をいい、特定契約の料金の算定期間ごとに算定される値といたします。）を乗じてえた値とし、30分ごとに算定いたします。

ロ　契約者は、当該バイオマス発電設備の受電地点において他の特例発電バランシンググループに係る発電量調整供給契約等と同一計量する場合は、イの電力量の仕訳に係る順位を、38（託送供給等の実施）（３）へに準じて電力広域的運営推進機関を通じて当社に通知していただきます。

ハ　イのバイオマス比率は、算定後すみやかに契約者から当社に通知していただきます。この場合、当社は、必要に応じて、バイオマス比率の算定根拠に関する文書を契約者から提出していただきます。

ニ　特例発電バランシンググループと同一計量する発電バランシンググループに係る発電量調整受電電力量は、当該バイオマス発電設備の受電地点で計量された30分ごとの電力量からイおよびロにより算定された特例発電バ

ランシンググループに係る30分ごとの発電量調整受電電力量を差し引いた値にもとづき、本則に準じて算定いたします。

（９） その他の事項については、発電契約者および発電者の場合に準ずるものといたします。

５ 離島についての特別措置

（１） 系統連系受電サービス料金

電気事業法第２条第１項第８号イに定める離島（以下「離島」といいます。）における系統連系受電サービスの基本料金は、22（系統連系受電サービス）（３）イにかかわらず、次のとおりといたします。

系統連系受電課金対象電力１キロワットにつき	特別高圧系統のある離島 （島根県：島後、中ノ島、西ノ島、知夫里島）	76円98銭
	特別高圧系統のない離島 （山口県：見島）	76円93銭

（２） 発電量調整受電計画差対応補給電力料金単価等

離島における発電量調整受電計画差対応補給電力料金単価、接続対象計画差対応補給電力料金単価、需要抑制量調整受電計画差対応補給電力料金単価または給電指令時補給電力料金単価については、23（発電量調整受電計画差対応電力）（２）イ（ハ）、24（接続対象計画差対応電力）（２）イ（ハ）、25（需要抑制量調整受電計画差対応電力）（２）イ（ハ）、26（給電指令時補給電力）（１）ニまたは（２）ニにかかわらず、次のとおりといたします。

１キロワット時につき	42円09銭

ただし、当社が指定する要件を有する発電設備等またはファーム電源であって別途当社と給電指令時補給電力料金に関する契約を締結する設備に

係る給電指令時補給電力料金単価は、当該契約によるものといたします。

（３）　発電量調整受電計画差対応余剰電力料金単価等

離島における発電量調整受電計画差対応余剰電力料金単価、接続対象計画差対応余剰電力料金単価または需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力料金単価については、23（発電量調整受電計画差対応電力）（２）ロ（ハ）、24（接続対象計画差対応電力）（２）ロ（ハ）または25（需要抑制量調整受電計画差対応電力）（２）ロ（ハ）にかかわらず、次のとおりといたします。

１キロワット時につき	19円27銭

６　受電電圧および供給電圧と計量電圧が異なる場合の取扱い

発電量調整受電電力量、接続供給電力量、最大連系電力等および最大需要電力等は、30（計量）にかかわらず、当分の間、やむをえない場合には、受電電圧および供給電圧と異なった電圧で計量いたします。この場合、発電量調整受電電力量、接続供給電力量、最大連系電力等および最大需要電力等は、計量された発電量調整受電電力量、接続供給電力量、最大連系電力等および最大需要電力等を、受電電圧および供給電圧と同位にするために原則として３パーセントの計量損失率によって修正したものといたします。

７　記録型計量器以外の計量器で計量する場合の特別措置

（１）　低圧で供給する場合で、30分ごとに計量することができない計量器（以下「記録型計量器以外の計量器」といいます。）で計量するときの接続供給電力量および接続送電サービス契約電力については、次のとおりといたします。

イ　移行期間における30分ごとの接続供給電力量

その１月のうち記録型計量器以外の計量器で計量する期間（以下「移行期間」といいます。）における30分ごとの接続供給電力量は、移行期間において計量された接続供給電力量を移行期間における30分ごとの接続供給

電力量として均等に配分してえられる値といたします。ただし、移行期間の接続供給電力量を時間帯区分ごとに計量する場合は、移行期間において各時間帯区分ごとに計量された接続供給電力量をそれぞれの時間帯区分の30分ごとの接続供給電力量として均等に配分してえられる値といたします。

ロ　移行期間において料金の変更があった場合の30分ごとの接続供給電力量

ハ、19（接続送電サービス）（２）イ（ロ）、（ハ）または20（臨時接続送電サービス）（２）イによって、接続送電サービス契約電力、接続送電サービス契約容量、臨時接続送電サービス契約電力または臨時接続送電サービス契約容量を定める場合で、移行期間において、接続送電サービスの種別、臨時接続送電サービスの種別、接続送電サービス契約電力、接続送電サービス契約容量、臨時接続送電サービス契約電力、臨時接続送電サービス契約容量等を変更したことにより、料金に変更があったときは、移行期間における接続供給電力量を、料金の変更のあった日の前後の期間の日数にそれぞれ接続送電サービス契約電力、接続送電サービス契約容量、臨時接続送電サービス契約電力または臨時接続送電サービス契約容量を乗じた値の比率により区分して算定いたします。

この場合、移行期間における料金の変更のあった日の前後の接続供給電力量を、イに準じて、30分ごとの接続供給電力量として均等に配分いたします。

ハ　接続送電サービス契約電力

契約者が19（接続送電サービス）（２）イ（イ）によって接続送電サービス契約電力を定めることを希望される場合は、当分の間、19（接続送電サービス）（２）イ（イ）にかかわらず、供給地点ごとに、負荷設備の容量等を基準として、契約者と当社との協議によって定めることがあります。

（２）　発電量調整供給の場合で、当該発電量調整供給に係る発電量調整受電電力量を記録型計量器以外の計量器で計量するときの30分ごとの発電量調整受電電力量の計量値は、当分の間、発電契約者と当社との協議によって定めます。

8　発電量調整供給に係る発電設備等が調整電源に該当する場合の特別措置

（1）　1発電場所において、調整電源に該当する発電設備等が複数存在する場合で、当該複数の調整電源のうち、一部の調整電源の故障等が発生したときは、31（電力および電力量の算定）(20) イおよび (21) イにおける発電量調整受電計画差対応補給電力量および発電量調整受電計画差対応余剰電力量の算定上、31（電力および電力量の算定）（2）イにかかわらず、発電契約者と当社との協議によってその30分ごとに定めた値を、当該受電地点におけるその30分ごとの発電量調整受電電力量とみなします。

（2）　1発電場所において、調整電源に該当する発電設備等と調整電源に該当しない発電設備等が混在する場合は、調整電源に該当する発電設備等と調整電源に該当しない発電設備等を異なる発電バランシンググループに設定していただきます。また、当該受電地点における30分ごとの電力量および電力量の計画値は、発電契約者と当社との協議によって発電バランシンググループごとに定めます。この場合、31（電力および電力量の算定）の電力および電力量の算定上、協議により定めた値を、当該受電地点において30分ごとに計量された電力量および当該受電地点において当社が発電契約者から受電する電気の30分ごとの電力量の計画値とみなします。

9　損害賠償の免責についての特別措置［再生可能エネルギー発電設備］

発電者が再生可能エネルギー特別措置法附則第4条第1項に定める旧特定供給者に該当する場合で、39（給電指令の実施等）によって発電者の発電もしくは放電を制限し、または中止したことにより、発電者が損害（再生可能エネルギー特別措置法施行規則第14条第8号トにおいて特定契約申込者が補償を求めることができるとされている場合の損害に限ります。）を受けたときは、49（損害賠償の免責）（1）にかかわらず、発電契約者の求めに応じ、当社は、当該損害について、再生可能エネルギー特別措置法施行規則第14条第8号トに定める額を限度として、補償するものといたします。

なお、当社は、同一の原因により発電契約者または発電者の受けた当該損害について、賠償の責めを負いません。

10　軽負荷期等における電気の使用に係る特別措置

（１）　需要者の発電設備の停止または出力の抑制により生じた不足電力の補給にあてるための電気を使用される場合における特別措置

イに定める適用範囲に該当する接続供給契約で、あらかじめ契約者からこの特別措置の適用の申出がある場合の料金および必要となるその他の供給条件は、当分の間、次のとおりといたします。

イ　適用範囲

契約者が次の時間帯に、19（接続送電サービス）（２）ニによって接続送電サービス契約電力を定める供給地点において、需要者の発電設備の停止または出力の抑制により生じた不足電力の補給にあてるための電気を使用する場合に適用いたします。

（イ）　毎年３月１日から６月30日までの期間および10月１日から11月30日までの期間（以下、附則10において「対象期間」といいます。）における毎日午前８時から午後４時までの時間（ただし、11月１日から11月30日までの期間は土曜日、日曜日および「国民の祝日に関する法律」に規定する休日の該当する時間に限ります。）

（ロ）　再生可能エネルギー発電設備出力抑制対象時間（当社が再生可能エネルギー発電設備の出力抑制の可能性または出力抑制の要請を公表した場合における当該出力抑制の対象となる時間帯をいいます。）

ロ　特別措置の適用申込みおよび使用の申出

（イ）　契約者は、この特別措置の適用を希望する供給地点に係る事項（需要者の名称､需要場所〔供給地点特定番号を含みます。〕）を明らかにして、当社所定の様式により、申込みをしていただきます。

（ロ）　原則として、当社が指定する期限までに、使用の申出をしていただき

ます。

（ハ） 15（供給および契約の単位）（２）ロによって当社が分割接続供給を行なう場合で、この特別措置の適用を希望され、需要者の発電設備の停止または出力の抑制により生じた不足電力の補給にあてるための電気を使用されるときは、あらかじめ双方の契約者で協議のうえ、（イ）および（ロ）に準じて、申込みおよび申出をしていただきます。

ハ　接続送電サービス契約電力

接続送電サービス契約電力は、19（接続送電サービス）（２）ニによって定めた値といたします。

なお、19（接続送電サービス）（２）ニの不足電力の補給にあてるための電気の供給分以外の供給分の算定上、この特別措置により電気を使用されたその１月の最大需要電力等は、その１月の最大需要電力等から19（接続送電サービス）（２）ニの契約者と当社との協議によって定めた値を差し引いたものといたします。

ニ　接続送電サービス料金

この特別措置により電気を使用したときの基本料金は、19（接続送電サービス）（３）ロ（イ）ｃ（ａ）、（ロ）ｃ（ａ）、ハ（イ）ｃ（ａ）または（ロ）ｃ（ａ）における需要者の発電設備の検査、補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気をまったく使用しないときに準じて算定いたします。ただし、その１月にこの特別措置により電気を使用し、かつ、需要者の発電設備の検査、補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気を使用したときの基本料金は、19（接続送電サービス）（３）ロ（イ）ｃ（ａ）、（ロ）ｃ（ａ）、ハ（イ）ｃ（ａ）または（ロ）ｃ（ａ）に準じて算定いたします。

ホ　そ の 他

（イ） 当社は、契約者との間で、この特別措置の適用に必要となる事項につ

いて、別途覚書を締結することがあります。

（ロ）　当社は、電気の需給状況その他によってやむをえない場合には、この特別措置の適用をしないことがあります。

（２）　１年を通じての最大需要電力等が負荷移行先時間に発生する場合の取扱いについての特別措置

イ　19（接続送電サービス）（４）の適用を受ける供給地点において、需要者が対象期間（ただし、毎年３月１日から３月31日までおよび６月１日から６月30日までの期間を除きます。）における土曜日の午前８時から午後４時までの時間または再生可能エネルギー発電設備出力抑制対象時間に負荷移行を行ない、１年を通じての最大需要電力等が負荷移行先時間（夜間時間、対象期間〔ただし、毎年３月１日から３月31日までおよび６月１日から６月30日までの期間を除きます。〕における土曜日の午前８時から午後４時までの時間および再生可能エネルギー発電設備出力抑制対象時間をいいます。）に発生する場合で、契約者と当社との協議がととのったときのその供給地点の各月の接続送電サービス料金は、当分の間、19（接続送電サービス）（４）にかかわらず、19（接続送電サービス）（３）によって算定された金額から（イ）によって算定されたピークシフト割引額を差し引いたものといたします。

（イ）　ピークシフト割引額

ピークシフト割引額は、19（接続送電サービス）（４）イに準じて算定された金額といたします。この場合、19（接続送電サービス）（４）イにいうロのピークシフト電力は、（ロ）のピークシフト電力といたします。

（ロ）　ピークシフト電力

ピークシフト電力は、その需要者の接続送電サービス契約電力からその需要者の１年を通じての負荷移行元時間（負荷移行先時間以外の時間をいいます。）における接続供給電力の最大値を差し引いた値を上限と

して、負荷移行先時間に移行する負荷設備の容量（キロワット）等にもとづき、あらかじめ契約者と当社との協議によって定めます。

なお、分割接続供給の場合は、それぞれの契約者に係るピークシフト電力とあわせて、33（料金の算定）(11）にもとづき料金の調整を行なうために、1供給地点につき、1接続送電サービスを適用したときのピークシフト電力を、あらかじめ双方の契約者と当社との協議によって定めます。

また、各月の負荷移行元時間における接続供給電力の最大値の実績等から、ピークシフト電力が不適当と認められる場合には、すみやかにピークシフト電力を適正なものに変更していただきます。

（ハ）　1年を通じて負荷移行先時間に最大需要電力等が発生しないことが明らかになった場合等については、本取扱いの適用をただちに解消いたします。

なお、それが19（接続送電サービス）（4）の取扱い適用後1年に満たない場合は、既に適用したピークシフト割引額（19〔接続送電サービス〕（4）によって適用したピークシフト割引額を含みます。）の合計金額を本取扱いの適用が解消された月の接続送電サービス料金に加算したものをその月の接続送電サービス料金として算定いたします。

（ニ）　この特別措置の適用にともない、19（接続送電サービス）（4）ハに該当する場合であっても、19（接続送電サービス）（4）ハに定める適用後1年に満たない場合の取扱いは適用いたしません。

ロ　高圧または特別高圧で供給する場合で、需要者が負荷移行元時間から負荷移行先時間への負荷移行を行なった結果、1年を通じての最大需要電力等が負荷移行先時間に発生し、かつ、契約者が標準接続送電サービスまたは時間帯別接続送電サービスの適用を受け、契約者と当社との協議がととのったときのその供給地点の各月の接続送電サービス料金は、当分の間、19（接続送電サービス）（3）によって算定された金額から（イ）によっ

て算定されたピークシフト割引額を差し引いたものといたします。

（イ）　ピークシフト割引額

ピークシフト割引額は、19（接続送電サービス）（４）イに準じて算定された金額といたします。この場合、19（接続送電サービス）（４）イにいうロのピークシフト電力は、（ロ）のピークシフト電力といたします。

（ロ）　ピークシフト電力

ピークシフト電力は、需要者の負荷移行により負荷移行元時間から負荷移行先時間に移行された増分電力をいい、その需要者の接続送電サービス契約電力からその需要者の１年を通じての負荷移行元時間における接続供給電力の最大値を差し引いた値を上限として、負荷移行先時間に移行する負荷設備の容量（キロワット）等にもとづき、あらかじめ契約者と当社との協議によって定めます。

なお、分割接続供給の場合は、それぞれの契約者に係るピークシフト電力とあわせて、33（料金の算定）（11）にもとづき料金の調整を行なうために、1 供給地点につき、1 接続送電サービスを適用したときのピークシフト電力を、あらかじめ双方の契約者と当社との協議によって定めます。

また、各月の負荷移行元時間における接続供給電力の最大値の実績等から、ピークシフト電力が不適当と認められる場合には、すみやかにピークシフト電力を適正なものに変更していただきます。

（ハ）　１年を通じて負荷移行先時間に最大需要電力等が発生しないことが明らかになった場合等については、本取扱いの適用をただちに解消いたします。

なお、それが本取扱い適用後１年に満たない場合は、既に適用したピークシフト割引額の合計金額を本取扱いの適用が解消された月の接続送電サービス料金に加算したものをその月の接続送電サービス料金として算

定いたします。

ハ　附則３（揚水発電設備等が設置された需要場所に接続供給を行なう場合の特別措置）の適用を受け、かつ、イまたはロの適用を受ける場合のピークシフト電力は、附則３（揚水発電設備等が設置された需要場所に接続供給を行なう場合の特別措置）（２）ロまたはイ（ロ）もしくはロ（ロ）にかかわらず、その需要者の接続送電サービス契約電力からその需要者の１年を通じての負荷移行元時間における接続供給電力の最大値を差し引いた値を上限として､負荷移行先時間に移行する負荷設備の容量(キロワット)、揚水最大電力等およびその他最大電力等ならびに揚水等損失率等にもとづき、あらかじめ契約者と当社との協議によって定めます。

なお、分割供給の場合は、それぞれの契約者に係るピークシフト電力とあわせて、33（料金の算定）(11）にもとづき料金の調整を行なうために、１供給地点につき、１接続送電サービスを適用したときのピークシフト電力を、あらかじめ双方の契約者と当社との協議によって定めます。

また、各月の負荷移行元時間における接続供給電力の最大値の実績等から、ピークシフト電力が不適当と認められる場合には、すみやかにピークシフト電力を適正なものに変更していただきます。

11　再エネ海域利用法に係る特別措置

再エネ海域利用法第８条第１項の規定による海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域の指定に関する国からの要請による受電側接続検討について、電力広域的運営推進機関から依頼を受けた場合は、受電側接続検討の申込みがなされたものとみなし、９（検討および契約の申込み）（１）にもとづき受電側接続検討をいたします。この場合、検討料については、選定事業者を発電者とする発電契約者から申し受けます。

12　給電指令時補給電力料金に係る特別措置

39（給電指令の実施等）（２）への場合で、連系に係る受電側接続検討申込書類を当社が2023年１月31日までに受領し、当該受電側接続検討を当社が2023年３月31日までに受け付けたノンファーム電源（ローカル系統の増強に要する工事費負担金を当社が申し受けた発電設備等に限ります。以下「みなしファーム電源」といいます。）に対して出力の抑制を実施したときは、26（給電指令時補給電力）（２）ニ、31（電力および電力量の算定）(20) ロおよび (21) ロにおいて、当該発電設備等をファーム電源として取り扱います。

13　バランシンググループの設定に係る特別措置

契約者、発電契約者または需要抑制契約者が配電事業者（当社供給区域内において事業を営むものに限ります。）の供給区域において配電事業者の託送供給等約款（電気事業法第27条の12の11第１項にもとづき配電事業者が経済産業大臣に届け出たものをいい、電気事業法第27条の12の11第２項ただし書にもとづき経済産業大臣の承認を受けた料金その他の供給条件を含みます。以下「配電事業者の約款」といいます。）により託送供給または電力量調整供給を受ける場合で、当該配電事業者の配電事業に係る業務の一部（発電量調整受電計画差対応電力、接続対象計画差対応電力および需要抑制量調整受電計画差対応電力の不足電力の補給または送電超過分電力もしくは抑制超過分電力の購入ならびに給電指令等により生じた不足電力の補給に係る業務といたします。）について、当該配電事業者と当社との間で受委託に関する契約を締結し、かつ、契約者、発電契約者または需要抑制契約者が当該配電事業者の供給区域における需要場所または発電場所（調整電源に該当する発電場所を除きます。）をこの約款で設定する需要バランシンググループ、発電バランシンググループまたは需要抑制バランシンググループに属することを希望されるときの料金および必要となるその他の供給条件は、当分の間、次のとおりといたします。

（１）　代表契約者の選任

契約者および配電事業者の約款に定める契約者が複数となる場合で、１需要バランシンググループを設定することを希望されるときは、次のとおりとしていただきます。

イ　４（代表契約者の選任）にかかわらず、自己等への電気の供給の用に供するための接続供給契約の場合を除き、１需要バランシンググループを設定することを希望されるすべての者がこの約款にもとづいて当社と接続供給契約を締結するものとし、１接続供給契約における契約者を複数としていただきます。この場合、当該接続供給契約においては１需要バランシンググループを設定するものとし、この約款に関する当社との協議および接続供給の実施に関する事項についての権限を複数の契約者全員から委任された契約者を、代表契約者としてあらかじめ選任していただき、かつ、契約者が行なう、当社との手続きおよび協議、この約款に定める金銭債務の支払い等は、代表契約者を通じて行なっていただきます。また、当社は、契約者との協議および契約者への通知を代表契約者に対して行ないます。ただし、当社は、必要に応じて、代表契約者以外の契約者と、協議等をさせていただくことがあります。

ロ　契約者は、配電事業者と締結する接続供給契約においても、イによって代表契約者に選任された契約者を代表契約者としてあらかじめ選任していただきます。ただし、イによって代表契約者に選任された契約者と配電事業者が接続供給契約を締結し、イにおいて１需要バランシンググループを設定する他の契約者が当該配電事業者と接続供給契約を締結しない場合を除きます。

（２）　契約の要件

需要抑制契約者が需要抑制量調整供給契約を希望される場合で、需要抑制契約者が特定卸供給を行なう事業を営むものであるときは、８（契約の要件）（４）イにかかわらず、次のいずれにも該当すること。

イ　需要者（配電事業者の約款に定める需要者を含みます。）に対して、次

の（イ）および（ロ）の事項を定めた需要抑制に関する計画を適時に策定し、当該計画にしたがって適切な需要抑制の指示を適時に出すことができること。

（イ） 需要抑制量（１キロワットをこえる電気を抑制しようとするものに限ります。）

（ロ） 需要抑制の実施頻度および時期

ロ　イによってえられた100キロワットをこえる電気（配電事業者の約款に定める需要抑制量調整供給契約における電気を含みます。）を供給しようとするものであること。

ハ　電気の安定かつ適正な供給を確保するための適切な需給管理体制および情報管理体制を確立し、実施および維持することができること。

ニ　需要者の保護の観点から適切な情報管理体制を確立し、実施および維持できること。

ホ　需要者と電力需給に関する契約等を締結している契約者が供給力を確保するよう、当該契約者と需要抑制契約者との間または当該契約者と需要者との間で適切な契約がなされていること。

（３） 供給および契約の単位

イ　接続供給の場合、契約者は配電事業者の供給区域における需要場所について、この約款で設定する需要バランシンググループと同一の需要バランシンググループを設定していただきます。

ロ　発電量調整供給の場合、発電契約者は配電事業者の供給区域における発電場所（調整電源に該当する場合を除きます。）について、この約款で設定する発電バランシンググループと同一の発電バランシンググループを設定していただきます。

ハ　需要抑制量調整供給の場合、需要抑制契約者は配電事業者の供給区域における需要場所について、この約款で設定する需要抑制バランシンググループと同一の需要抑制バランシンググループを設定していただきます。

なお、需要抑制契約者は、需要者（配電事業者の約款に定める需要者を含みます。）と電力需給に関する契約等を締結している契約者が同一で、かつ、需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量および需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量の算定方法（31〔電力および電力量の算定〕(14)イまたはロならびに配電事業者の約款に定める需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量および需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量の算定方法をいいます。）が同一となるように需要抑制バランシンググループを設定していただきます。この場合、当該需要場所は複数の需要抑制バランシンググループ（配電事業者の約款で設定する需要抑制バランシンググループを含みます。）に属することはできないものといたします。

（4） 料　　金

イ　発電量調整受電計画差対応電力

発電バランシンググループにおいて、発電量調整受電計画差対応電力の算定上、23（発電量調整受電計画差対応電力）にかかわらず、次のとおりといたします。

（イ） 適　　用

発電バランシンググループにおいて、39（給電指令の実施等）（5）もしくは（6）または配電事業者の約款にもとづき配電事業者が発電契約者または配電事業者の約款に定める発電者に対して給電指令等を実施することにより補給される電気を使用されていないときに適用いたします。

（ロ） 発電量調整受電計画差対応電力

ａ　発電量調整受電計画差対応補給電力

（ａ） 適用範囲

30分ごとの発電量調整受電電力量（配電事業者の約款に定める発電量調整受電電力量を含みます。）が、その30分の（5）ロの発電量調整受電計画電力量を下回る場合に生じた不足電力の補給にあて

るための電気に適用いたします。

（ｂ）　発電量調整受電計画差対応補給電力料金

発電量調整受電計画差対応補給電力料金は、30分ごとの発電量調整受電計画差対応補給電力量に（ｃ）の発電量調整受電計画差対応補給電力料金単価を適用してえられる金額のその１月の合計といたします。

（ｃ）　発電量調整受電計画差対応補給電力料金単価

発電量調整受電計画差対応補給電力料金単価は、託送供給等約款料金算定規則第27条にもとづきインバランス料金として算定される金額に消費税等相当額を加えた金額とし、当社が30分ごとに設定するものといたします。

ｂ　発電量調整受電計画差対応余剰電力

（ａ）　適用範囲

30分ごとの発電量調整受電電力量（配電事業者の約款に定める発電量調整受電電力量を含みます。）が、その30分の（５）ロの発電量調整受電計画電力量を上回る場合の送電超過分電力について、当社が購入する電気に適用いたします。

（ｂ）　発電量調整受電計画差対応余剰電力料金

発電量調整受電計画差対応余剰電力料金は、30分ごとの発電量調整受電計画差対応余剰電力量に（ｃ）の発電量調整受電計画差対応余剰電力料金単価を適用してえられる金額のその１月の合計といたします。

（ｃ）　発電量調整受電計画差対応余剰電力料金単価

発電量調整受電計画差対応余剰電力料金単価は、託送供給等約款料金算定規則第27条にもとづきインバランス料金として算定される金額に消費税等相当額を加えた金額とし、当社が30分ごとに設定するものといたします。

ロ　接続対象計画差対応電力

需要バランシンググループにおいて、接続対象計画差対応電力の算定上、24（接続対象計画差対応電力）にかかわらず、次のとおりといたします。

（イ）　適　　用

39（給電指令の実施等）（４）または配電事業者の約款にもとづき配電事業者が契約者に対して給電指令等を実施することにより補給される電気を使用されていないときに適用いたします。

（ロ）　接続対象計画差対応電力

ａ　接続対象計画差対応補給電力

（ａ）　適用範囲

30分ごとの接続対象電力量（配電事業者の約款に定める接続対象電力量を含みます。）が、その30分の（５）ニの接続対象計画電力量を上回る場合に生じた不足電力の補給にあてるための電気に適用いたします。

（ｂ）　接続対象計画差対応補給電力料金

接続対象計画差対応補給電力料金は、30分ごとの接続対象計画差対応補給電力量に（ｃ）の接続対象計画差対応補給電力料金単価を適用してえられる金額のその１月の合計といたします。

（ｃ）　接続対象計画差対応補給電力料金単価

接続対象計画差対応補給電力料金単価は、託送供給等約款料金算定規則第27条にもとづきインバランス料金として算定される金額に消費税等相当額を加えた金額とし、当社が30分ごとに設定するものといたします。

ｂ　接続対象計画差対応余剰電力

（ａ）　適用範囲

30分ごとの接続対象電力量（配電事業者の約款に定める接続対象電力量を含みます。）が、その30分の（５）ニの接続対象計画電力

量を下回る場合の送電超過分電力について、当社が購入する電気に適用いたします。

（ｂ） 接続対象計画差対応余剰電力料金

接続対象計画差対応余剰電力料金は、30分ごとの接続対象計画差対応余剰電力量に（ｃ）の接続対象計画差対応余剰電力料金単価を適用してえられる金額のその１月の合計といたします。

（ｃ） 接続対象計画差対応余剰電力料金単価

接続対象計画差対応余剰電力料金単価は、託送供給等約款料金算定規則第27条にもとづきインバランス料金として算定される金額に消費税等相当額を加えた金額とし、当社が30分ごとに設定するものといたします。

ハ　需要抑制量調整受電計画差対応電力

需要抑制バランシンググループにおいて、需要抑制量調整受電計画差対応電力の算定上、25（需要抑制量調整受電計画差対応電力）にかかわらず、次のとおりといたします。

（イ） 適　　用

需要抑制バランシンググループに適用いたします。

（ロ） 需要抑制量調整受電計画差対応電力

ａ　需要抑制量調整受電計画差対応補給電力

（ａ） 適用範囲

30分ごとの需要抑制量調整受電電力量（配電事業者の約款に定める需要抑制量調整受電電力量を含みます。）が、その30分の（５）への需要抑制量調整受電計画電力量を下回る場合に生じた不足電力の補給にあてるための電気に適用いたします。

（ｂ） 需要抑制量調整受電計画差対応補給電力料金

需要抑制量調整受電計画差対応補給電力料金は、30分ごとの需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量に（ｃ）の需要抑制量調整受

電計画差対応補給電力料金単価を適用してえられる金額のその１月の合計といたします。

（ｃ）　需要抑制量調整受電計画差対応補給電力料金単価

需要抑制量調整受電計画差対応補給電力料金単価は、託送供給等約款料金算定規則第27条にもとづきインバランス料金として算定される金額に消費税等相当額を加えた金額とし、当社が30分ごとに設定するものといたします。

ｂ　需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力

（ａ）　適用範囲

30分ごとの需要抑制量調整受電電力量（配電事業者の約款に定める需要抑制量調整受電電力量を含みます。）が、その30分の（５）への需要抑制量調整受電計画電力量を上回る場合の抑制超過分電力について、当社が購入する電気に適用いたします。

（ｂ）　需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力料金

需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力料金は、30分ごとの需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量に（ｃ）の需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力料金単価を適用してえられる金額のその１月の合計といたします。

（ｃ）　需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力料金単価

需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力料金単価は、託送供給等約款料金算定規則第27条にもとづきインバランス料金として算定される金額に消費税等相当額を加えた金額とし、当社が30分ごとに設定するものといたします。

ニ　給電指令時補給電力

発電バランシンググループまたは需要バランシンググループにおいて、給電指令時補給電力の算定上、26（給電指令時補給電力）にかかわらず、次のとおりといたします。

（イ）　契約者に係る給電指令時補給電力料金

a　適用範囲

39（給電指令の実施等）（４）または配電事業者の約款にもとづき配電事業者が契約者に対して給電指令等を実施することにより補給される電気を使用されているときに適用いたします。

b　給電指令時補給電力料金

給電指令時補給電力料金は、ｃに定める30分ごとの給電指令時補給電力量にｄの給電指令時補給電力料金単価を適用してえられる金額のその１月の合計といたします。

c　給電指令時補給電力量

給電指令時補給電力量は、給電指令等の間、（５）ヌにより30分ごとに算定された値といたします。

d　給電指令時補給電力料金単価

給電指令時補給電力料金単価は、託送供給等約款料金算定規則第27条にもとづきインバランス料金として算定される金額に消費税等相当額を加えた金額とし、当社が30分ごとに設定するものといたします。

（ロ）　発電契約者に係る給電指令時補給電力料金

a　適用範囲

39（給電指令の実施等）（５）もしくは（６）または配電事業者の約款にもとづき配電事業者が発電契約者または配電事業者の約款に定める発電者に対して給電指令等を実施することにより補給される電気を使用されているときに、補給される電気を使用する発電バランシンググループに適用いたします。

b　給電指令時補給電力料金

給電指令時補給電力料金は、ｃに定める30分ごとの給電指令時補給電力量にｄの給電指令時補給電力料金単価を適用してえられる金額のその１月の合計といたします。

c　給電指令時補給電力量

給電指令時補給電力量は、給電指令等の間、（５）チにより30分ごとに算定された値といたします。

d　給電指令時補給電力料金単価

給電指令時補給電力料金単価は、託送供給等約款料金算定規則第27条にもとづきインバランス料金として算定される金額に消費税等相当額を加えた金額とし、当社が30分ごとに設定するものといたします。ただし、39（給電指令の実施等）（２）ホの場合で、ノンファーム電源（配電事業者の約款に定めるノンファーム電源を含みます。）に対して出力の抑制を実施したときは、39（給電指令の実施等）（５）により補給される電気を使用されているときの翌日取引を行なうための卸電力取引市場における30分ごとの売買取引の価格（売買取引に係る電力の受渡しが連系設備の送電容量等による制限を受けるものとして当社の供給区域において売買取引を行なうものに限ります。）に消費税等相当額を加えた金額とし、当社が30分ごとに設定するものといたします。また、当社もしくは配電事業者が指定する要件を有する発電設備等またはファーム電源（配電事業者の約款に定めるファーム電源を含みます。）であって別途当社もしくは配電事業者と給電指令時補給電力料金に関する契約を締結する設備については、当該契約によるものといたします。

（５）　電力および電力量の算定

イ　発電量調整受電計画電力

発電量調整受電計画電力は、31（電力および電力量の算定）（３）にかかわらず、ロの発電量調整受電計画電力量の値を２倍した値とし、30分ごとに算定いたします。

ロ　発電量調整受電計画電力量

発電量調整受電計画電力量は、31（電力および電力量の算定）（４）ロ

にかかわらず、受電地点（配電事業者の約款に定める受電地点を含みます。）において当社および配電事業者が発電契約者から受電する電気の30分ごとの電力量の計画値（受電地点〔配電事業者の約款に定める受電地点を含みます。〕が複数ある場合はその合計といたします。）で、発電契約者があらかじめ電力広域的運営推進機関を通じて当社に通知する発電計画といたします。ただし、別表11（発電計画・調達計画・販売計画）に定める当日計画の発電計画と調達計画の合計値が30分ごとに販売計画の値と一致しない等の場合は、別表８（発電量調整受電計画電力量、接続対象計画電力量および需要抑制量調整受電計画電力量に関する取扱い）（１）のとおりといたします。

ハ　接続対象計画電力

接続対象計画電力は、31（電力および電力量の算定）（11）にかかわらず、ニの接続対象計画電力量の値を２倍した値とし、30分ごとに算定いたします。

ニ　接続対象計画電力量

接続対象計画電力量は、31（電力および電力量の算定）（12）にかかわらず、30分ごとの接続対象電力量の計画値（供給地点〔配電事業者の約款に定める供給地点を含みます。〕が複数ある場合はその合計といたします。）で、契約者があらかじめ電力広域的運営推進機関を通じて当社に通知する需要想定値といたします。ただし、別表10（需要計画・調達計画・販売計画）に定める当日計画の需要想定値に対する取引計画（調達計画から販売計画を差し引いたものといたします。）が30分ごとに需要想定値と一致しない等の場合は、別表８（発電量調整受電計画電力量、接続対象計画電力量および需要抑制量調整受電計画電力量に関する取扱い）（２）のとおりといたします。

ホ　需要抑制量調整受電計画電力

需要抑制量調整受電計画電力は、31（電力および電力量の算定）（15）

にかかわらず、への需要抑制量調整受電計画電力量の値を２倍した値とし、30分ごとに算定いたします。

へ　需要抑制量調整受電計画電力量

需要抑制量調整受電計画電力量は、31（電力および電力量の算定）(16)にかかわらず、当社および配電事業者が需要抑制契約者から受電する電気の30分ごとの電力量の計画値で、需要場所（配電事業者の約款に定める需要場所を含みます。）ごとに、需要抑制契約者があらかじめ電力広域的運営推進機関を通じて当社に通知する需要抑制計画値といたします。ただし、別表12（需要抑制計画・調達計画・販売計画・ベースライン）に定める当日計画の調達計画が30分ごとに販売計画の値と一致しない等の場合は、別表８（発電量調整受電計画電力量、接続対象計画電力量および需要抑制量調整受電計画電力量に関する取扱い）（３）のとおりといたします。

ト　ベースライン

ベースラインは、31（電力および電力量の算定）(17)にかかわらず、需要抑制量調整供給に係る需要抑制を行なわない場合の需要場所（配電事業者の約款に定める需要場所を含みます。）に係る供給地点で計量される接続供給電力量（配電事業者の約款に定める接続供給電力量を含みます。）を損失率で修正した電力量の計画値で、需要場所（配電事業者の約款に定める需要場所を含みます。）ごと（15〔供給および契約の単位〕（１）イまたはロの場合は１接続送電サービスまたは１臨時接続送電サービスごとといたします。また、配電事業者の約款に定める需要場所に複数の接続送電サービス等が適用されている場合は、１接続送電サービス等ごとといたします。）に、需要抑制契約者があらかじめ電力広域的運営推進機関を通じて当社に通知するものといたします。

チ　発電量調整受電計画差対応補給電力量

発電量調整受電計画差対応補給電力量は、31（電力および電力量の算定）(20)ロにかかわらず、次の（イ）、（ロ）および（ハ）によって算定

された値とし、発電バランシンググループごとに算定いたします。

（イ） 30分ごとに、受電地点（配電事業者の約款に定める受電地点を含みます。）で計量された電力量の合計がその30分における発電量調整受電計画電力量を下回る場合に、30分ごとに、次の式により算定された値といたします。

発電量調整受電計画差対応補給電力量
＝発電量調整受電計画電力量－発電量調整受電電力量

（ロ） 次の場合で、当社または配電事業者が給電指令時補給を行なったときは、発電量調整受電計画差対応補給電力量の算定上、当該発電設備等の30分ごとの発電量調整受電計画電力量を当該受電地点における30分ごとの発電量調整受電電力量とみなします。この場合、当該発電設備等の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量の算定上、当該受電地点のみによる発電バランシンググループが設定されているとみなし、その発電量調整受電計画差対応補給電力量は、30分ごとに、次の式により算定された値といたします。

発電量調整受電計画差対応補給電力量
＝発電量調整受電計画電力量－発電量調整受電電力量

a 当社または配電事業者が指定する要件を有する発電設備等であって別途当社または配電事業者と給電指令時補給電力料金に関する契約を締結する設備に対して出力の抑制を実施した場合

b 39（給電指令の実施等）（２）イの場合で、原則として30分ごとの実需給の開始時刻の１時間前以降に発電量調整供給に係る発電設備等に対してＮ－１電制（配電事業者の約款に定めるＮ－１電制を含みます。）を実施したとき。

c 39（給電指令の実施等）（２）ホの場合で、発電量調整供給に係る発電設備等（配電事業者の約款に定める発電量調整供給に係る発電設備等を含みます。）に対して出力の抑制を実施したとき。

d　39（給電指令の実施等）（２）への場合で、ファーム電源（配電事業者の約款に定めるファーム電源を含みます。）に対して出力の抑制を実施したとき。

（ハ）　次の場合で、当社または配電事業者が給電指令時補給を行なったときは、発電量調整受電計画差対応補給電力量の算定上、当該発電設備等の30分ごとの発電量調整受電計画電力量を当該受電地点における30分ごとの発電量調整受電電力量とみなします。この場合、当該発電設備等の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量の算定上、当該受電地点のみによる発電バランシンググループが設定されているとみなし、その発電量調整受電計画差対応補給電力量は、30分ごとに、次により算定された値といたします。

a　当社または配電事業者が39（給電指令の実施等）（２）イ、ロ、ハまたはトの場合の給電指令等および39（給電指令の実施等）（２）ホの場合の給電指令等により、同時に出力の抑制を実施した場合

（a）　発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が、39（給電指令の実施等）（２）ホによる出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）を下回る場合

39（給電指令の実施等）（２）ホによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は、次の式により算定された値とし、39（給電指令の実施等）（２）イ、ロ、ハまたはトによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は、零といたします。

発電量調整受電計画差対応補給電力量

＝発電量調整受電計画電力量－発電量調整受電電力量

（b）　発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が、39（給電指令の実施等）（２）ホによる出力抑制対象電力量

（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）と一致または上回る場合

39（給電指令の実施等）（２）ホによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は、39（給電指令の実施等）（２）ホによる出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）とし、39（給電指令の実施等）（２）イ、ロ、ハまたはトによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は、次の式により算定された値といたします。

発電量調整受電計画差対応補給電力量

＝発電量調整受電計画電力量－39（給電指令の実施等）（２）ホによる出力抑制対象電力量－発電量調整受電電力量

b　当社または配電事業者がファーム電源（配電事業者の約款に定めるファーム電源を含みます。）に対して、39（給電指令の実施等）（２）イ、ロ、ハまたはトの場合の給電指令等および39（給電指令の実施等）（２）への場合の給電指令等により、同時に出力の抑制を実施した場合

（ａ）　発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が、39（給電指令の実施等）（２）へによる出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）を下回る場合

39（給電指令の実施等）（２）へによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は、次の式により算定された値とし、39（給電指令の実施等）（２）イ、ロ、ハまたはトによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は、零といたします。

発電量調整受電計画差対応補給電力量

＝発電量調整受電計画電力量－発電量調整受電電力量

（ｂ） 発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が、39（給電指令の実施等）（２）へによる出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）と一致または上回る場合

39（給電指令の実施等）（２）へによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は、39（給電指令の実施等）（２）へによる出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）とし、39（給電指令の実施等）（２）イ、ロ、ハまたはトによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は、次の式により算定された値といたします。

発電量調整受電計画差対応補給電力量

＝発電量調整受電計画電力量－39（給電指令の実施等）（２）へによる出力抑制対象電力量－発電量調整受電電力量

ｃ 当社または配電事業者がノンファーム電源（配電事業者の約款に定めるノンファーム電源を含みます。）であり、かつ、当社または配電事業者が指定する要件を有する発電設備等であって別途当社または配電事業者と給電指令時補給電力料金に関する契約を締結する設備に対して、39（給電指令の実施等）（２）への場合の給電指令等および39（給電指令の実施等）（２）トの場合の給電指令等により、同時に出力の抑制を実施した場合

（ａ） 発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が、39（給電指令の実施等）（２）へによる出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）を下回る場合

39（給電指令の実施等）（２）へによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は、

次の式により算定された値とし、39（給電指令の実施等）（２）トによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は、零といたします。

発電量調整受電計画差対応補給電力量

＝発電量調整受電計画電力量－発電量調整受電電力量

（ｂ） 発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が、39（給電指令の実施等）（２）へによる出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）と一致または上回る場合

39（給電指令の実施等）（２）へによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は、39（給電指令の実施等）（２）へによる出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）とし、39（給電指令の実施等）（２）トによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は、次の式により算定された値といたします。

発電量調整受電計画差対応補給電力量

＝発電量調整受電計画電力量－39（給電指令の実施等）（２）へによる出力抑制対象電力量－発電量調整受電電力量

ｄ 当社または配電事業者が39（給電指令の実施等）（２）ホの場合の給電指令等および39（給電指令の実施等）（２）への場合の給電指令等により、同時に出力の抑制を実施した場合

（ａ） 発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が、39（給電指令の実施等）（２）へによる出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）を下回る場合

39（給電指令の実施等）（２）へによって出力の抑制を実施した場

合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は、次の式により算定された値とし、39（給電指令の実施等）（２）ホによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は、零といたします。

発電量調整受電計画差対応補給電力量

＝発電量調整受電計画電力量－発電量調整受電電力量

（ｂ） 発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が、39（給電指令の実施等）（２）へによる出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）と一致または上回る場合

39（給電指令の実施等）（２）へによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は、39（給電指令の実施等）（２）へによる出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）とし、39（給電指令の実施等）（２）ホによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は、次の式により算定された値といたします。

発電量調整受電計画差対応補給電力量

＝発電量調整受電計画電力量－39（給電指令の実施等）（２）へによる出力抑制対象電力量－発電量調整受電電力量

ｅ 当社または配電事業者が39（給電指令の実施等）（２）イ、ロ、ハまたはトの場合の給電指令等、39（給電指令の実施等）（２）ホの場合の給電指令等および39（給電指令の実施等）（２）への場合の給電指令等により、同時に出力の抑制を実施した場合

（ａ） 発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が、39（給電指令の実施等）（２）へによる出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）を

下回る場合

39（給電指令の実施等）（２）へによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は、次の式により算定された値とし、39（給電指令の実施等）（２）イ、ロ、ハまたはトによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給および39（給電指令の実施等）（２）ホによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は、零といたします。

発電量調整受電計画差対応補給電力量

＝発電量調整受電計画電力量－発電量調整受電電力量

（ｂ） 発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が、39（給電指令の実施等）（２）へによる出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）と一致または上回り、かつ、39（給電指令の実施等）（２）へによる出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）に39（給電指令の実施等）（２）ホによる出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）を加えた値を下回る場合

39（給電指令の実施等）（２）へによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は、39（給電指令の実施等）（２）へによる出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）とし、39（給電指令の実施等）（２）ホによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は、次の式により算定された値とし、39（給電指令の実施等）（２）イ、ロ、ハまたはトによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は、零といたします。

発電量調整受電計画差対応補給電力量

＝発電量調整受電計画電力量－39（給電指令の実施等）（２）へによる出力抑制対象電力量－発電量調整受電電力量

（ｃ） 発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が、39（給電指令の実施等）（２）へによる出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）に39（給電指令の実施等）（２）ホによる出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）を加えた値と一致または上回る場合

39（給電指令の実施等）（２）ホによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は、39（給電指令の実施等）（２）ホによる出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）とし、39（給電指令の実施等）（２）へによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は、39（給電指令の実施等）（２）へによる出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）とし、39（給電指令の実施等）（２）イ、ロ、ハまたはトによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は、次の式により算定された値といたします。

発電量調整受電計画差対応補給電力量

＝発電量調整受電計画電力量－39（給電指令の実施等）（２）ホによる出力抑制対象電力量－39（給電指令の実施等）（２）へによる出力抑制対象電力量－発電量調整受電電力量

リ　発電量調整受電計画差対応余剰電力量

発電量調整受電計画差対応余剰電力量は、31（電力および電力量の算定）(21）ロにかかわらず、30分ごとに、受電地点（配電事業者の約款に定め

る受電地点を含みます。）で計量された電力量の合計がその30分における発電量調整受電計画電力量を上回る場合に、30分ごとに、次の式により算定された値とし、発電バランシンググループごとに算定いたします。ただし、当社もしくは配電事業者が指定する要件を有する発電設備等であって別途当社もしくは配電事業者と給電指令時補給電力料金に関する契約を締結する設備に対して出力の抑制を実施し、当社もしくは配電事業者が給電指令時補給を行なった場合、39（給電指令の実施等）（２）イの場合で、原則として30分ごとの実需給の開始時刻の１時間前以降に発電量調整供給に係る発電設備等に対してＮ－１電制（配電事業者の約款に定めるＮ－１電制を含みます。）を実施し、当社もしくは配電事業者が給電指令時補給を行なったとき、39（給電指令の実施等）（２）ホの場合で、発電量調整供給に係る発電設備等に対して出力の抑制を実施し、当社もしくは配電事業者が給電指令時補給を行なったときまたは39（給電指令の実施等）（２）への場合で、ファーム電源（配電事業者の約款に定めるファーム電源を含みます。）に対して出力の抑制を実施し、当社もしくは配電事業者が給電指令時補給を行なったときは、発電量調整受電計画差対応余剰電力量の算定上、当該発電設備等の30分ごとの発電量調整受電計画電力量を当該受電地点における30分ごとの発電量調整受電電力量とみなします。この場合、当該発電設備等の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量の算定上、当該受電地点のみによる発電バランシンググループが設定されているとみなし、その発電量調整受電計画差対応補給電力量の算定は、チによるものといたします。

発電量調整受電計画差対応余剰電力量

＝発電量調整受電電力量－発電量調整受電計画電力量

ヌ　接続対象計画差対応補給電力量

接続対象計画差対応補給電力量は、31（電力および電力量の算定）(22)にかかわらず、30分ごとの接続対象電力量（配電事業者の約款に定める接

続対象電力量を含みます。）がその30分における接続対象計画電力量を上回る場合に、30分ごとに、次の式により算定された値といたします。ただし、接続対象計画差対応補給電力量の算定上、当社または配電事業者が調整負荷の使用に係る調整を行なった場合は、31（電力および電力量の算定）（８）にかかわらず、当該供給地点（配電事業者の約款に定める供給地点を含みます。）で計量された30分ごとの電力量に当社または配電事業者が行なった電気の使用に係る調整にもとづきその30分ごとに算定された値を加えた値を、当該供給地点におけるその30分ごとの接続供給電力量とみなし、接続対象電力量を算定いたします。

接続対象計画差対応補給電力量

＝接続対象電力量－接続対象計画電力量

ル　接続対象計画差対応余剰電力量

接続対象計画差対応余剰電力量は、31（電力および電力量の算定）（23）にかかわらず、30分ごとの接続対象電力量（配電事業者の約款に定める接続対象電力量を含みます。）がその30分における接続対象計画電力量を下回る場合に、30分ごとに、次の式により算定された値といたします。ただし、接続対象計画差対応余剰電力量の算定上、当社または配電事業者が調整負荷の使用に係る調整を行なった場合は、31（電力および電力量の算定）（８）にかかわらず、当該供給地点（配電事業者の約款に定める供給地点を含みます。）で計量された30分ごとの電力量に当社または配電事業者が行なった電気の使用に係る調整にもとづきその30分ごとに算定された値を加えた値を、当該供給地点におけるその30分ごとの接続供給電力量とみなし、接続対象電力量を算定いたします。

接続対象計画差対応余剰電力量

＝接続対象計画電力量－接続対象電力量

ヲ　需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量

需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量は、31（電力および電力量の

算定）（24）にかかわらず、30分ごとの需要抑制量調整受電電力量（配電事業者の約款に定める需要抑制量調整受電電力量を含みます。）がその30分における需要抑制量調整受電計画電力量を下回る場合に、需要抑制バランシンググループごとに、30分ごとに、次の式により算定された値の合計といたします。ただし、需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量の算定上、当社または配電事業者が調整負荷の使用に係る調整を行なった場合は、31（電力および電力量の算定）（14）イまたはロにかかわらず、当該需要場所（配電事業者の約款に定める需要場所を含みます。）に係る接続供給電力量を損失率で修正した値が、ベースラインを上回るとき、またはベースラインを下回り、かつ、ベースラインから需要抑制量調整受電計画電力量を差し引いた値を上回るときは、当該需要場所に係る需要抑制量調整受電計画電力量を当該需要場所に係る需要抑制量調整受電電力量とみなします。

需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量

＝需要抑制量調整受電計画電力量－需要抑制量調整受電電力量

ただし、需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量の算定方法として31（電力および電力量の算定）（14）ロを適用し、かつ、配電事業者の約款に定める需要抑制量調整受電計画電力量を上限としない算定方法を適用している場合で、30分ごとの需要抑制量調整受電電力量が零となるときの上式は、次のとおりといたします。

$$\text{需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量} = \text{需要抑制量調整受電計画電力量} + \left\{ \text{接続供給電力量} \times \frac{1}{1 - \text{損失率（32〔損失率〕に定める損失率といたします。）}} \right\} - \text{ベースライン}$$

ワ　需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量

需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量は、31（電力および電力量の

算定）（25）にかかわらず、30分ごとの需要抑制量調整受電電力量（配電事業者の約款に定める需要抑制量調整受電電力量を含みます。）がその30分における需要抑制量調整受電計画電力量を上回る場合に、需要抑制バランシンググループごとに、30分ごとに、次の式により算定された値の合計といたします。ただし、需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量の算定上、当社または配電事業者が調整負荷の使用に係る調整を行なった場合は、31（電力および電力量の算定）（14）ロにかかわらず、当該需要場所（配電事業者の約款に定める需要場所を含みます。）に係る接続供給電力量を損失率で修正した値が、ベースラインの値から需要抑制量調整受電計画電力量を差し引いた値を下回るときは、当該需要場所に係る需要抑制量調整受電計画電力量を当該需要場所に係る需要抑制量調整受電電力量とみなします。

需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量

＝需要抑制量調整受電電力量－需要抑制量調整受電計画電力量

（６） 託送供給等の実施

イ　接続供給の場合、契約者は、別表10（需要計画・調達計画・販売計画）の需要想定値および需要想定値に対する調達計画・販売計画における接続対象電力または接続対象電力量に、配電事業者の約款に定める接続対象電力または接続対象電力量を含めていただきます。

ロ　発電量調整供給の場合、発電契約者は、別表11（発電計画・調達計画・販売計画）の発電計画および調達計画・販売計画における発電量調整受電電力または発電量調整受電電力量に、配電事業者の約款に定める発電量調整受電電力または発電量調整受電電力量を含めていただきます。

ハ　需要抑制量調整供給の場合、需要抑制契約者は、別表12（需要抑制計画・調達計画・販売計画・ベースライン）の需要抑制計画および調達計画・販売計画における需要抑制量調整受電電力または需要抑制量調整受電電力量に、配電事業者の約款に定める需要抑制量調整受電電力または需要抑制量

調整受電電力量を含めていただきます。

（7） 解 約 等

当社は、契約者、発電契約者または需要抑制契約者が次のいずれかに該当し、当社が契約者、発電契約者または需要抑制契約者にその改善を求めた場合で、40（適正契約の保持等）に定める適正契約への変更および適正な使用状態、発電・放電状態または需要抑制状態への修正に応じていただけないときには、55（解約等）（１）ハ（イ）、（ロ）、（ハ）または（ニ）にかかわらず、接続供給契約、振替供給契約、発電量調整供給契約または需要抑制量調整供給契約を解約することがあります。

イ　託送供給の場合は、８（契約の要件）（１）を、発電量調整供給の場合は、８（契約の要件）（２）を、需要抑制量調整供給の場合は、８（契約の要件）（４）ロ、ハ、ニもしくはホまたは（２）を欠くに至った場合

ロ　接続供給の場合で、頻繁に接続対象電力量（配電事業者の約款に定める接続対象電力量を含みます。）と接続対象計画電力量との間に著しい差が生じるとき。

ハ　発電量調整供給の場合で、頻繁に発電量調整受電電力量（配電事業者の約款に定める発電量調整受電電力量を含みます。）と発電量調整受電計画電力量との間に著しい差が生じるとき。

ニ　需要抑制量調整供給の場合で、頻繁に需要抑制量調整受電電力量（配電事業者の約款に定める需要抑制量調整受電電力量を含みます。）と需要抑制量調整受電計画電力量との間に著しい差が生じるとき。

（8） 発電量調整供給契約についての特別措置（再生可能エネルギー発電設備）

イ　契約者が特定契約を締結している場合もしくは特定送配電事業者が特定契約を締結している場合または契約者が当社または配電事業者と再生可能エネルギー電気卸供給契約を締結し、指定した再生可能エネルギー発電設備から電気を調達する場合は、附則４（発電量調整供給契約についての特別措置［再生可能エネルギー発電設備］）（１）にかかわらず、原則として、

当社の供給区域においては契約者または特定送配電事業者と当社との間で、配電事業者の供給区域においては契約者または特定送配電事業者と配電事業者との間で発電量調整供給契約を締結し、特例発電バランシンググループを設定していただきます。この場合、契約者が締結する特定契約に係る再生可能エネルギー発電設備、特定送配電事業者が締結する特定契約に係る再生可能エネルギー発電設備および当社または配電事業者との再生可能エネルギー電気卸供給契約に係る再生可能エネルギー発電設備は、同一のバランシンググループに属することはできないものといたします。

ロ　イにより発電量調整供給契約を締結する場合において、契約者（特定送配電事業者が契約者となる場合を除きます。）が希望されるときは、契約者の指定する発電バランシンググループ（当該発電バランシンググループにおける特定契約が2016年４月１日以降に締結され、かつ、バイオマス発電設備であって化石燃料を混焼するもの〔再生可能エネルギー特別措置法施行規則第14条第８号ニに定める地域資源バイオマス発電設備を除きます。〕であるときを除きます。）に係る料金および必要となるその他の供給条件は次のとおりといたします。

（イ）　発電量調整供給に係る料金は、附則４（発電量調整供給契約についての特別措置［再生可能エネルギー発電設備］）（５）ロにかかわらず、18（料金）（２）に定める料金、（ロ）により算定されるインバランスリスク料および再生可能エネルギー予測誤差対応調整力確保料といたします。ただし、契約者が当社または配電事業者と再生可能エネルギー電気卸供給契約を締結し、指定した再生可能エネルギー発電設備から電気を調達する場合は、インバランスリスク料および再生可能エネルギー予測誤差対応調整力確保料は申し受けません。

（ロ）　インバランスリスク料は、附則４（発電量調整供給契約についての特別措置［再生可能エネルギー発電設備］）（５）ホにかかわらず、特例発電バランシンググループにおける30分ごとの発電量調整受電電力量（配

電事業者の約款に定める発電量調整受電電力量を含みます。）にインバランスリスク単価を適用してえられる金額のその１月の合計（合計額が負となる場合は零といたします。）といたします。また、再生可能エネルギー予測誤差対応調整力確保料は、特例発電バランシンググループにおける30分ごとの発電量調整受電電力量（配電事業者の約款に定める発電量調整受電電力量を含みます。）に、再生可能エネルギー予測誤差対応単価を適用してえられる金額のその１月の合計といたします。

（ハ）　当社は、附則４（発電量調整供給契約についての特別措置［再生可能エネルギー発電設備］）（５）トにかかわらず、30分ごとの契約者が締結する特定契約または当社、配電事業者もしくは特定送配電事業者との再生可能エネルギー電気卸供給契約に係る発電量調整受電計画電力量を決定し、原則として発電量調整供給実施日の前々日の午後４時までに契約者に通知いたします。

　また、当社は、当該発電量調整受電計画電力量の見直しを行ない、変更後の発電量調整受電計画電力量を決定し、原則として発電量調整供給実施日の前日午前６時までに契約者に再通知いたします。

　なお、契約者は、必要に応じて発電量調整受電計画電力量の決定に必要となる事項に関する文書を当社に提出していただきます。

（ニ）　ローカル系統における電気の潮流が系統安定度等にもとづき算定される運用可能な容量を超過し、または超過するおそれがある場合で、当社または配電事業者がノンファーム電源（配電事業者の約款に定めるノンファーム電源を含みます。）の出力の抑制に係る通知を発電者または契約者に行なったときは、（ハ）にかかわらず、契約者は、発電量調整受電計画電力量の見直しを行なっていただきます。

ハ　イにより発電量調整供給契約を締結する場合において、契約者が当社または配電事業者と再生可能エネルギー電気卸供給契約を締結し、指定した再生可能エネルギー発電設備から電気を調達するときの契約者の指定する

発電バランシンググループ（ロにおいて、契約者が希望される場合を除きます。）に係るインバランスリスク料は、附則４（発電量調整供給契約についての特別措置［再生可能エネルギー発電設備］）（６）ロにかかわらず、特例発電バランシンググループにおける30分ごとの発電量調整受電電力量（配電事業者の約款に定める発電量調整受電電力量を含みます。）にインバランスリスク単価を適用してえられる金額のその１月の合計（合計額が負となる場合は零といたします。）といたします。

（９） 離島ついての特別措置

イ　発電量調整受電計画差対応補給電力料金単価等

離島における発電量調整受電計画差対応補給電力料金単価、接続対象計画差対応補給電力料金単価、需要抑制量調整受電計画差対応補給電力料金単価または給電指令時補給電力料金単価については、（４）イ（ロ）ａ（ｃ）、（４）ロ（ロ）ａ（ｃ）、（４）ハ（ロ）ａ（ｃ）または（４）ニ（イ）ｄもしくは（４）ニ（ロ）ｄにかかわらず、次のとおりといたします。

１キロワット時につき	42円09銭

ただし、当社もしくは配電事業者が指定する要件を有する発電設備等またはファーム電源（配電事業者の約款に定めるファーム電源を含みます。）であって別途当社もしくは配電事業者と給電指令時補給電力料金に関する契約を締結する設備に係る給電指令時補給電力料金単価は、当該契約によるものといたします。

ロ　発電量調整受電計画差対応余剰電力料金単価等

離島における発電量調整受電計画差対応余剰電力料金単価、接続対象計画差対応余剰電力料金単価または需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力料金単価については、（４）イ（ロ）ｂ（ｃ）、（４）ロ（ロ）ｂ（ｃ）または（４）ハ（ロ）ｂ（ｃ）にかかわらず、次のとおりといたします。

１キロワット時につき	19円27銭

(10)　給電指令時補給電力料金に係る特別措置

39（給電指令の実施等）（２）への場合で、みなしファーム電源（配電事業者の約款に定めるみなしファーム電源を含みます。）に対して出力の抑制を実施したときは、（４）ニ（ロ）ｄ、（５）チおよび（５）リにおいて、当該発電設備等をファーム電源として取り扱います。

(11)　その他の事項については、この約款および配電事業者の約款に準ずるものといたします。

14　　Ｎ－１電制の実施についての特別措置

（１）　当社は、39（給電指令の実施等）（２）イの場合で、発電量調整供給に係る発電設備等であって当社が特定契約を締結する再生可能エネルギー発電設備に対してＮ－１電制を実施したときは、39（給電指令の実施等）（９）にかかわらず、Ｎ－１電制時調達不足電力量の調達に要した費用の実費相当額から、30分ごとのＮ－１電制時調達不足電力量に再生可能エネルギー特別措置法施行規則第13条の３の４に定める回避可能費用単価（以下「回避可能費用単価」といいます。）に消費税等相当額を加えた金額を乗じてえた金額を差し引いた金額について、電力広域的運営推進機関が認める範囲においてＮ－１電制オペレーション費用として契約者にお支払いいたします。

（２）　当社は、39（給電指令の実施等）（２）イの場合で、発電量調整供給に係る発電設備等であって契約者または特定送配電事業者が特定契約を締結する再生可能エネルギー発電設備に対してＮ－１電制を実施したときは、39（給電指令の実施等）（９）にかかわらず、Ｎ－１電制時調達不足電力量の調達に要した費用の実費相当額に、Ｎ－１電制が実施された発電設備等を再度起動するために要した燃料費等の費用の実費およびＮ－１電制時調達不足電力量に当該特定契約に係る再生可能エネルギー特別措置法第３条第２項または第８条第１項に定める調達価格を乗じてえた金額を加えた金額から、Ｎ－１電制が実施されなかったとしたときにその発電設備等がＮ－１電制時調達

不足電力量を発電または放電するのに要したであろう費用に相当する金額および30分ごとのＮ－１電制時調達不足電力量に回避可能費用単価に消費税等相当額を加えた金額を乗じてえた金額を差し引いた金額について、電力広域的運営推進機関が認める範囲においてＮ－１電制オペレーション費用として契約者または特定送配電事業者にお支払いいたします。

（３）　当社は、39（給電指令の実施等）（２）イの場合で、発電量調整供給に係る発電設備等であって再生可能エネルギー特別措置法第２条の２第１項に定める市場取引等により再生可能エネルギー電気を供給する事業に係る発電設備等に対してＮ－１電制を実施したときは、39（給電指令の実施等）（９）にかかわらず、Ｎ－１電制時調達不足電力量の調達に要した費用の実費相当額に、Ｎ－１電制が実施された発電設備等を再度起動するために要した燃料費等の費用の実費およびＮ－１電制時調達不足電力量に応じてえられる供給促進交付金の金額（再生可能エネルギー特別措置法第２条の４にもとづき算定される金額をいいます。）を加えた金額から、Ｎ－１電制が実施されなかったとしたときにその発電設備等がＮ－１電制時調達不足電力量を発電または放電するのに要したであろう費用に相当する金額を差し引いた金額について、電力広域的運営推進機関が認める範囲においてＮ－１電制オペレーション費用として発電契約者にお支払いいたします。

15　系統連系受電サービス等についての特別措置

（１）　発電場所が、次のいずれかに該当する場合、系統連系受電課金対象電力および契約超過受電電力は、22（系統連系受電サービス）（２）ロおよびハならびに41（契約超過金）（２）ロおよびハに準じて定めます。

なお、系統連系受電課金対象電力および契約超過受電電力の算定上、次に定める比を、22（系統連系受電サービス）（２）ロおよび41（契約超過金）（２）ロに定める契約受電電力の比とみなします。

また、発電場所がイ（ハ）に該当する場合、22（系統連系受電サービス）

（３）イの基本料金および22（系統連系受電サービス）（３）ハ（ハ）の系統設備効率化割引額の算定上、まったく発電または放電しない場合とは、１月においてイ（ハ）における当社が無償で受電している電気以外の電気をまったく発電または放電しない場合をいいます。

イ　発電設備が化石燃料を混焼するバイオマス発電設備以外の場合

（イ）　発電契約者と発電者との間の電力受給に関する契約および発電者と当社との間の特定契約等が締結されている場合

　発電契約者と当社との間の発電量調整供給契約に定める契約受電電力と発電者と当社との間の特定契約等に係る電力受給に関する契約に定める契約受電電力の比

（ロ）　発電契約者と発電者との間の電力受給に関する契約および発電者と当社との間の一時調達契約が締結されている場合

　発電契約者と当社との間の発電量調整供給契約に定める契約受電電力と発電者と当社との間の一時調達契約に係る電力受給に関する契約に定める契約受電電力の比

（ハ）　発電契約者と発電者との間の電力受給に関する契約が締結され、かつ、当該発電場所が発電量調整供給契約に属さないこととなった場合または発電者と当社との間の特定契約等が消滅した場合で、接続された電気を当社が無償で受電しているとき。

　発電契約者と当社との間の発電量調整供給契約に定める契約受電電力と発電量調整供給契約に属さないこととなった場合の直前の当該発電量調整供給契約に定める契約受電電力または発電者と当社との間の特定契約等が消滅した場合の直前の当該契約に係る電力受給に関する契約に定める契約受電電力の比

ロ　イ（イ）、（ロ）または（ハ）に該当する場合で、化石燃料を混焼するバイオマス発電設備のとき。

　当該バイオマス発電設備の再生可能エネルギー特別措置法施行規則第４

条の２第２項第９号イに定めるバイオマス比率（以下「認定バイオマス比率」といいます。）

なお、認定バイオマス比率は、発電量調整供給契約の申込みに際して発電契約者から当社に通知していただきます。

また、認定バイオマス比率を変更する場合は、すみやかに変更後の認定バイオマス比率を発電契約者から当社に通知していただきます。

ただし、認定バイオマス比率を用いることが困難な場合は、附則４（発電量調整供給契約についての特別措置［再生可能エネルギー発電設備］）（８）イに定める当該バイオマス発電設備のバイオマス比率等を基準として、発電契約者または発電者と当社との協議によって定めた比率といたします。

（２）　（１）の場合で、特定契約または一時調達契約等に係る電力受給に関する契約における金銭債務が当該契約における金銭債務の支払期日を経過してなお支払われず、当該契約を解約したときは、受電地点において同一計量する発電量調整供給に係る発電契約者または発電者からの申出がない場合であっても、系統連系受電契約は消滅するものとし、また、すべての発電契約者の発電量調整供給契約を変更していただくものといたします。

なお、この場合には、当社は、その旨を発電契約者または発電者に通知いたします。

また、発電契約者と同一の者である発電者の場合は、当該発電契約者との発電量調整供給契約は変更され、または消滅するものといたします。

（３）　発電場所における発電出力（発電設備等の定格発電出力〔太陽光発電設備の場合は、太陽電池の合計出力とパワーコンディショナーの出力のいずれか小さい方の出力とし､パワーコンディショナーを複数台設置している場合は、各系列における太陽電池の合計出力とパワーコンディショナーの出力のいずれか小さい方の出力を合計した値といたします。〕をいいます。また、複数の発電設備等を使用する発電場所の場合は、当該複数の発電設備等の定格発

電出力の合計値といたします。）または同時最大受電電力が10キロワット未満（発電場所が、（１）イ（ハ）またはロ〔（１）イ（ハ）に該当する場合に限ります。〕に該当する場合は、当社が無償で受電している電気以外の電気を発電または放電している発電設備等に係る発電出力または同時最大受電電力が10キロワット未満のときといたします。）の場合の料金および必要となるその他の供給条件は、当分の間、次のとおりといたします。

イ　低圧で受電する場合で、その１月の受電地点で計量された30分ごとの発電量調整受電電力量の最大値を２倍した値が10未満のとき、または高圧もしくは特別高圧で受電する場合で、その１月の受電地点で記録型計量器により計量された30分ごとの連系電力（最小位までといたします。）の最大値が10キロワット未満のとき。

22（系統連系受電サービス）（３）に定める系統連系受電サービス料金および41（契約超過金）（２）に定める契約超過金は申し受けません。

ロ　低圧で受電する場合で、その１月の受電地点で計量された30分ごとの発電量調整受電電力量の最大値を２倍した値が10以上のとき、または高圧もしくは特別高圧で受電する場合で、その１月の受電地点で記録型計量器により計量された30分ごとの連系電力（最小位までといたします。）の最大値が10キロワット以上のとき。

（イ）　22（系統連系受電サービス）（２）イまたはロにおける系統連系受電課金対象電力の算定上、10キロワットを同時最大受電電力とみなします。

（ロ）　発電設備等に係る供給地点において電灯定額接続送電サービスが適用されている場合または発電設備等に係る供給地点のその１月の接続送電サービス契約電力（発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は、１接続送電サービスを適用した場合のその１月の接続送電サービス契約電力といたします。）が10キロワット未満の場合は、次のとおりといたします。

ａ　41（契約超過金）（２）イ（イ）またはロ（イ）における契約超過

受電電力の算定上、10キロワットを同時最大受電電力とみなします。

b　41（契約超過金）（２）イ（ロ）またはロ（ロ）における契約超過受電電力の算定上、10キロワットを接続送電サービス契約電力とみなします。

（４）　契約者が特定契約を締結する再生可能エネルギー発電設備または再生可能エネルギー特別措置法第２条の２第１項に定める市場取引等により再生可能エネルギー電気を供給する事業に係る発電設備等において、イに定める適用範囲に該当する場合の料金および必要となるその他の供給条件は、当分の間、次のとおりといたします。

イ　適用範囲

原則として、2024年３月31日までに再生可能エネルギー特別措置法第９条第４項に定める認定を受け、または、再生可能エネルギー特別措置法第７条にもとづいて落札された発電設備等に適用いたします。

ロ　系統連系受電サービス料金等

22（系統連系受電サービス）（３）に定める系統連系受電サービス料金および41（契約超過金）（２）に定める契約超過金は申し受けません。

なお、発電場所において、イ以外の発電設備等（当社が特定契約を締結する再生可能エネルギー発電設備を除きます。）が混在する場合またはイの発電設備等が化石燃料を混焼するバイオマス発電設備の場合は、（イ）、（ロ）または（ハ）により、イ以外の部分に係る系統連系受電課金対象電力、系統連系受電サービスに係る発電量調整受電電力量または契約超過受電電力を定め、系統連系受電サービス料金および契約超過金を申し受けます。

（イ）　系統連系受電課金対象電力

a　イの発電設備等が、化石燃料を混焼するバイオマス発電設備以外の場合

系統連系受電課金対象電力は、同時最大受電電力を発電出力等の比であん分してえた値から、発電設備等に係る供給地点のその１月の接

続送電サービス契約電力（発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は、１接続送電サービスを適用した場合のその１月の接続送電サービス契約電力といたします。）を発電出力等の比であん分してえた値を差し引いた値といたします。ただし、差し引いた値が零を下回る場合の系統連系受電課金対象電力は、零といたします。

なお、あん分に必要となる発電出力は、契約者または発電契約者から当社へ通知していただきます。

b　イの発電設備等が、化石燃料を混焼するバイオマス発電設備の場合

系統連系受電課金対象電力は、同時最大受電電力を認定バイオマス比率であん分してえた値から、発電設備等に係る供給地点のその１月の接続送電サービス契約電力（発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は、１接続送電サービスを適用した場合のその１月の接続送電サービス契約電力といたします。）を認定バイオマス比率であん分してえた値を差し引いた値といたします。ただし、差し引いた値が零を下回る場合の系統連系受電課金対象電力は、零といたします。

なお、認定バイオマス比率は、発電量調整供給契約の申込みに際して契約者または発電契約者から当社に通知していただきます。

また、認定バイオマス比率を変更する場合は、すみやかに変更後の認定バイオマス比率を契約者または発電契約者から当社に通知していただきます。

ただし、認定バイオマス比率を用いることが困難な場合は、附則４（発電量調整供給契約についての特別措置［再生可能エネルギー発電設備］）（８）イに定める当該バイオマス発電設備のバイオマス比率等を基準として、契約者、発電契約者または発電者と当社との協議によって定めた比率といたします。

（ロ）　発電量調整受電電力量

a　イの発電設備等が、契約者が特定契約を締結する再生可能エネルギー発電設備の場合

イ以外の発電設備等に係る発電量調整受電電力量について、30（計量）（１）ただし書または附則４（発電量調整供給契約についての特別措置［再生可能エネルギー発電設備］）（７）ハもしくは（８）イに準じて算定いたします。

b　イの発電設備等が、再生可能エネルギー特別措置法第２条の２第１項に定める市場取引等により再生可能エネルギー電気を供給する事業に係る発電設備等の場合

イ以外の発電設備等に係る発電量調整受電電力量について、30（計量）（１）ただし書または附則４（発電量調整供給契約についての特別措置［再生可能エネルギー発電設備］）（７）ハに準じて算定いたします。ただし、化石燃料を混焼するバイオマス発電設備の場合は、発電量調整受電電力量から発電量調整受電電力量に当該バイオマス発電設備のバイオマス比率を乗じてえた値を差し引いた値にもとづき、算定いたします。

なお、バイオマス比率は、算定後すみやかに発電契約者または発電者から当社に通知していただきます。この場合、当社は、必要に応じて、バイオマス比率の算定根拠に関する文書を発電契約者または発電者から提出していただきます。

（ハ）　契約超過受電電力

a　イの発電設備等が、化石燃料を混焼するバイオマス発電設備以外の場合

（ａ）　同時最大受電電力が発電設備等に係る供給地点の接続送電サービス契約電力（発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は、１接続送電サービスを適用した場合のその１月

の接続送電サービス契約電力といたします。）を上回る場合または発電設備等に係る供給地点において電灯定額接続送電サービスが適用されている場合

契約超過受電電力は、その１月の最大連系電力等を発電出力等の比であん分してえた値から同時最大受電電力を発電出力等の比であん分してえた値を差し引いた値といたします。

（ｂ） 同時最大受電電力が発電設備等に係る供給地点の接続送電サービス契約電力（発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は、１接続送電サービスを適用した場合のその１月の接続送電サービス契約電力といたします。）を下回る場合

契約超過受電電力は、その１月の最大連系電力等を発電出力等の比であん分してえた値から発電設備等に係る供給地点のその１月の接続送電サービス契約電力（発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は、１接続送電サービスを適用した場合のその１月の接続送電サービス契約電力といたします。）を発電出力等の比であん分してえた値を差し引いた値といたします。ただし、差し引いた値が零を下回る場合は、契約超過金を申し受けません。

ｂ イの発電設備等が、化石燃料を混焼するバイオマス発電設備の場合

（ａ） 同時最大受電電力が発電設備等に係る供給地点の接続送電サービス契約電力（発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は、１接続送電サービスを適用した場合のその１月の接続送電サービス契約電力といたします。）を上回る場合または発電設備等に係る供給地点において電灯定額接続送電サービスが適用されている場合

契約超過受電電力は、その１月の最大連系電力等を認定バイオマス比率であん分してえた値から同時最大受電電力を認定バイオマス

比率であん分してえた値を差し引いた値といたします。

（ｂ） 同時最大受電電力が発電設備等に係る供給地点の接続送電サービス契約電力（発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は、１接続送電サービスを適用した場合のその１月の接続送電サービス契約電力といたします。）を下回る場合

契約超過受電電力は、その１月の最大連系電力等を認定バイオマス比率であん分してえた値から発電設備等に係る供給地点のその１月の接続送電サービス契約電力（発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は、１接続送電サービスを適用した場合のその１月の接続送電サービス契約電力といたします。）を認定バイオマス比率であん分してえた値を差し引いた値といたします。ただし、差し引いた値が零を下回る場合は、契約超過金を申し受けません。

（５） 揚水発電設備等が設置された受電地点において、揚水発電設備等により発電量調整供給に係る電気を発電または放電する場合、当該発電量調整供給に係る電気の電力量については、22（系統連系受電サービス）（３）ロに定める電力量料金を申し受けません。ただし、発電設備（当社が特定契約を締結する再生可能エネルギー発電設備を除きます。）に揚水発電設備等が併設されている場合で､発電設備が（４）イに定める適用範囲に該当しないときは、発電契約者または発電者と当社との協議によりあらかじめ定めた方法によって系統連系受電サービスに係る発電量調整受電電力量を算定し、22（系統連系受電サービス）（３）ロに定める電力量料金を申し受けます。また、発電設備（当社が特定契約を締結する再生可能エネルギー発電設備を除きます。）に揚水発電設備等が併設されている場合で、発電設備が（４）イに定める適用範囲に該当し、かつ、再生可能エネルギー特別措置法第２条の２第１項に定める市場取引等により再生可能エネルギー電気を供給する事業に係る発電設備等が設置された受電地点に係る需要場所に接続供給され揚水または蓄電

された電気を当該需要場所以外の需要場所に託送供給されるために発電または放電するときは、揚水発電設備等に係る系統連系受電課金対象電力および契約超過受電電力を（４）ロ（イ）ａおよび（４）ロ（ハ）ａに準じて定め、（４）にかかわらず、22（系統連系受電サービス）（３）イに定める基本料金から22（系統連系受電サービス）（３）ハ（ハ）に定める系統設備効率化割引額を差し引いた金額および41（契約超過金）（２）に定める契約超過金を申し受けます。

（６）　発電設備等に係る供給地点において最終保障供給約款または離島等供給約款にもとづく電気の需給契約（以下「当社との電気の需給契約」といいます。）を締結している場合は、次のとおりといたします。

イ　18（料金）（３）ロにおいて、当社との電気の需給契約における料金の支払義務発生日を供給側料金算定日とみなします。

ロ　22（系統連系受電サービス）（２）における系統連系受電課金対象電力または41（契約超過金）（２）における契約超過受電電力の算定上、次のとおりといたします。

（イ）　当社との電気の需給契約において、定額電灯または公衆街路灯Ａ（契約負荷設備の総容量が400ボルトアンペア未満の場合に限ります。）が適用されている場合を電灯定額接続送電サービスが適用されている場合とみなします。

（ロ）　当社との電気の需給契約において、公衆街路灯Ａ（契約負荷設備の総容量が400ボルトアンペア以上の場合に限ります。）が適用されている場合、公衆街路灯Ａの契約負荷設備の総容量を電灯臨時定額接続送電サービスにおける契約負荷設備の総容量に準じて取り扱います。

（ハ）　当社との電気の需給契約における契約電力を接続送電サービス契約電力または臨時接続送電サービス契約電力とみなし、当社との電気の需給契約における契約容量を接続送電サービス契約容量または臨時接続送電サービス契約容量とみなし、当社との電気の需給契約における臨時電灯Ａの契

約負荷設備の総容量を電灯臨時定額接続送電サービスにおける契約負荷設備の総容量とみなします。

ハ　53（契約の廃止）（５）または55（解約等）（６）において、当社との電気の需給契約を接続供給契約とみなします。

（７）　2024年３月31日までに接続供給に係る電気を発電または放電する発電場所で、イに定める近接性評価地域に立地している発電場所における系統設備効率化割引単価は、別表２（系統設備効率化割引の対象変電所等）（１）に定める系統設備効率化割引の対象変電所等および系統設備効率化割引単価の見直しまでの間、ロまたはハといたします。

イ　近接性評価地域

次の地域を近接性評価地域といたします。

県	対象となる市町村
鳥取県	米子市、境港市、西伯郡日吉津村
島根県	出雲市
岡山県	岡山市、玉野市、笠岡市、総社市、瀬戸内市、浅口市、都窪郡早島町、浅口郡里庄町、勝田郡勝央町
広島県	広島市、呉市、三原市、尾道市、福山市、東広島市、安芸郡府中町、安芸郡海田町、安芸郡熊野町、安芸郡坂町、豊田郡大崎上島町
山口県	防府市、下松市、光市、周南市、熊毛郡平生町
香川県	香川郡直島町

ロ　受電電圧が標準電圧6,000ボルト以下の場合の系統設備効率化割引単価

22（系統連系受電サービス）（３）ハ（ロ）によって算定された系統設備効率化割引単価が、22（系統連系受電サービス）（３）ハ（ロ）の割引区分Ａ－２およびＢ－２を適用した場合に算定される系統設備効率化割引単価を下回る場合の系統設備効率化割引単価は、22（系統連系受電サービ

ス）（３）ハ（ロ）にかかわらず、22（系統連系受電サービス）（３）ハ（ロ）の割引区分Ａ－２およびＢ－２を適用した場合に算定される系統設備効率化割引単価といたします。

ハ　受電電圧が標準電圧6,000ボルトをこえる場合の系統設備効率化割引単価

22（系統連系受電サービス）（３）ハ（ロ）によって算定された系統設備効率化割引単価が、22（系統連系受電サービス）（３）ハ（ロ）の割引区分Ａ－２を適用した場合に算定される系統設備効率化割引単価を下回る場合の系統設備効率化割引単価は、22（系統連系受電サービス）（３）ハ（ロ）にかかわらず、22（系統連系受電サービス）（３）ハ（ロ）の割引区分Ａ－２を適用した場合に算定される系統設備効率化割引単価といたします。

16　災害救助法が適用された場合等の特別措置

2025年４月１日以降に当社供給区域において災害が発生し、原則として災害発生日から１年以内に、当社供給区域内の地域が災害救助法第２条第３項に定める災害発生市町村または本部所管区域市町村の区域（以下「災害救助法適用地域」といいます。）として公示された場合、または当該災害が激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第２条第１項に定める激甚災害として指定され当社供給区域内の地域がその対象地域となった場合で、災害救助法の公示日または激甚災害の指定日が属する月から６月後の月の末日までに、当該災害により被害を受けた需要者（原則として災害救助法適用地域または激甚災害の対象地域の需要者に限ります。）の供給地点に係る託送供給について当該需要者に対して電気の供給を行なう契約者からこの特別措置の適用の申出があるとき（当社が分割接続供給を行なう供給地点においては、双方の契約者から申出がある場合に限ります。）または当該災害により被害を受けた発電者（原則として災害救助法適用地域または激甚災害の対象地域の発電者に限ります。）の受電地点に係る発電量調整供給について当該発電者もしくは当該発電

量調整供給に係る発電契約者からこの特別措置の適用の申出があるときの料金および必要となるその他の供給条件は次のとおりといたします。

なお、当社は、需要者または発電者の被害状況を確認するため、必要に応じてり災証明書の提示を求める等の措置を講ずることがあります。

（１） 災害により被害を受けた需要者の供給地点に係る接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金および予備送電サービス料金について、災害発生日が属する月の前月の料金（支払期日が災害発生日以降となるものに限ります。）、および災害発生日が属する月からその翌々月までの料金の供給側料金算定日を、18（料金）（１）にかかわらず、それぞれ１月延期いたします。

（２） 災害により被害を受けた需要者の供給地点において、災害により被害を受けたときから引き続きまったく電気を使用しない場合には、災害発生日が属する月から６月後の月の末日までの間は、料金の算定期間ごとに次の割引を行ない料金を算定いたします。

イ　割引の対象

電灯定額接続送電サービスについては接続送電サービス料金とし、電灯臨時定額接続送電サービスおよび動力臨時定額接続送電サービスについては臨時接続送電サービス料金とし、その他については当該供給地点の接続送電サービスまたは臨時接続送電サービスの基本料金（力率割引または割増しの適用を受ける場合はその適用後の基本料金といたします。）といたします。ただし、33（料金の算定）（１）イ、ロ、ニ、ホ、ヘまたはトの場合は、まったく電気を使用しない日における契約内容に応じて算定される１月の金額といたします。

ロ　割 引 率

ハに定める割引日数１日ごとに４パーセントといたします。

ハ　割引日数

割引日数は、各月の料金の算定期間における、災害により被害を受けたときから引き続きまったく電気を使用しない期間の日数とし、30分ごとの

接続供給電力量等にもとづき当社との協議によって定めます。

（３） 災害により被害を受けた需要者の供給地点において、災害により被害を受けたときから引き続きまったく予備送電サービスを使用しない場合には、災害発生日が属する月から６月後の月の末日までの間は、料金の算定期間ごとに（２）に準じて割引を行ない予備送電サービス料金を算定いたします。

（４） 災害により被害を受けた需要者の供給地点において、災害により被害を受けたときから引き続きまったく電気を使用しないで、契約者が当該供給地点に係る接続供給を廃止された後、契約者が新たに当該供給地点に係る接続供給の申込みを行なった場合で、その申込みが災害発生日が属する月の６月後の月の末日までに行なわれ、かつ、その申込みが災害により被害を受けたときの当該供給地点に係る接続送電サービス契約電力等をこえないとき（分割接続供給の場合は､その申込みにもとづく１供給地点につき､１接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービス契約電力等が、災害により被害を受けたときの１供給地点につき、１接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービス契約電力等をこえないときに限ります。）は、69（供給地点への供給設備の工事費負担金）にかかわらず、その工事費負担金を申し受けません。

（５） 契約者が、災害により被害を受けた需要者の供給地点において、再建等のため、20（臨時接続送電サービス）の申込みを行なった場合で、その申込みが災害発生日が属する月の６月後の月の末日までに行なわれたときは､72(臨時工事費）にかかわらず、その臨時工事費を申し受けません。

（６） 災害により被害を受けた需要者の供給地点において、電気設備が災害のため復旧まで一時使用不能となった場合、18（料金）（１）にかかわらず、災害発生日が属する月から６月後の月の末日までの間は、その使用不能設備に相当する接続送電サービスの基本料金、臨時接続送電サービスの基本料金および予備送電サービス料金の割引を行ない料金を算定いたします。

（７） 契約者が、災害により被害を受けた需要者の供給地点において、再建等の

ため、引込線、計量器、その付属装置、区分装置および通信設備等の取付位置の変更の申込みを災害発生日が属する月の６月後の月の末日までに行なった場合で、その供給方法が災害により被害を受けたときの供給方法と同一であるときは、62（引込線の接続）、63（計量器等の取付け）および64（通信設備等の施設）にかかわらず、原則として、その初回の工事に要した実費または実費相当額を申し受けません。

（８） 災害により被害を受けた需要者の供給地点において、当社が分割接続供給を行なう場合で、（２）または（６）によって割引を行ない接続送電サービス料金または臨時接続送電サービス料金を算定するときは、（９）または（10）による料金の調整を行なうために、１供給地点につき、１接続送電サービスまたは１臨時接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービス料金または臨時接続送電サービス料金を、（２）または（６）に準じて割引を行ない算定いたします。

（９） 災害により被害を受けた需要者の供給地点において、当社が分割接続供給を行ない、かつ、（２）または（６）によって割引を行ない接続送電サービス料金を算定する場合で、それぞれの契約者に係る接続送電サービス料金の合計と、（８）によって算定された１供給地点につき、１接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービス料金との間に差が生ずるときは、33（料金の算定）（11）に準じて接続送電サービス料金の調整を行ないます。

（10） 災害により被害を受けた需要者の供給地点において、当社が分割接続供給を行ない、かつ、（２）または（６）によって割引を行ない臨時接続送電サービス料金を算定する場合で、それぞれの契約者に係る臨時接続送電サービス料金の合計と、（８）によって算定された１供給地点につき、１臨時接続送電サービスを適用した場合の臨時接続送電サービス料金との間に差が生ずるときは、33（料金の算定）（12）に準じて臨時接続送電サービス料金の調整を行ないます。

（11） 災害により被害を受けた需要者の供給地点において、当社が分割接続供給

を行なう場合で、（３）または（６）によって割引を行ない予備送電サービス料金を算定するときは、(12) による料金の調整を行なうために、１供給地点につき、1 予備送電サービスを適用した場合の予備送電サービス料金を、（３）または（６）に準じて割引を行ない算定いたします。

(12)　災害により被害を受けた需要者の供給地点において、当社が分割接続供給を行ない、かつ、予備送電サービスをあわせて適用し、（３）または（６）によって割引を行ない予備送電サービス料金を算定する場合で、それぞれの契約者に係る予備送電サービス料金の合計と、(11) によって算定された１供給地点につき、１予備送電サービスを適用した場合の予備送電サービス料金との間に差が生ずるときは、33（料金の算定）(13) に準じて予備送電サービス料金の調整を行ないます。

(13)　災害により被害を受けた発電者の受電地点に係る系統連系受電サービス料金について、災害発生日が属する月の前月の料金（支払期日が災害発生日以降となるものに限ります。）、および災害発生日が属する月からその翌々月までの料金の支払期日を、34（支払義務の発生および支払期日）にかかわらず、それぞれ１月延期いたします。

(14)　災害により被害を受けた発電者の受電地点において、災害により被害を受けたときから引き続きまったく発電または放電しない場合（他の発電量調整供給契約等と同一計量する場合等は、すべての発電量調整供給等に係る発電量調整受電電力量等が零であるときに限ります。）には、災害発生日が属する月から６月後の月の末日までの間は、料金の算定期間ごとに次の割引を行ない料金を算定いたします。

イ　割引の対象

当該受電地点の系統連系受電サービスの基本料金から系統設備効率化割引額を差し引いた金額といたします。ただし、33（料金の算定）（１）イ、ハ、ニ、ホまたはへの場合は、まったく電気を発電または放電しない日における契約内容に応じて算定される１月の金額といたします。

ロ　割 引 率

ハに定める割引日数１日ごとに４パーセントといたします。

ハ　割引日数

割引日数は、各月の料金の算定期間における、災害により被害を受けたときから引き続きまったく電気を発電または放電しない期間の日数とし、30分ごとの発電量調整受電電力量等にもとづき当社との協議によって定めます。

(15)　災害により被害を受けた発電者の受電地点において、発電設備等が災害のため復旧まで一時運転不能となった場合、18（料金）（３）にかかわらず、災害発生日が属する月から６月後の月の末日までの間は、その運転不能設備に相当する系統連系受電サービスの基本料金の割引を行ない料金を算定いたします。

なお、この場合、その運転不能設備に相当する系統連系受電サービスの系統設備効率化割引は適用いたしません。

別　　表

1　契約設備電力の算定

契約設備電力は、原則として、負荷設備の容量等を基準として定めるものといたします。ただし、これによりがたい場合は、主開閉器の定格電流にもとづき別表３（契約電力および契約容量の算定方法）に準じて算定いたします。

2　系統設備効率化割引の対象変電所等

（１）　系統設備効率化割引の対象変電所等

次の変電所等を系統設備効率化割引の対象変電所等といたします。

割引区分	割引対象変電所等
Ａ－１	新岡山変電所、笠岡変電所、東岡山変電所（500kVと110kVを連系する設備）、東岡山変電所（500kVと220kVを連系する設備）、岡山変電所、広島中央変電所
Ａ－２	智頭変電所、新鳥取変電所、俣野川開閉所、日野変電所、北松江変電所、松江変電所、新倉敷変電所、井原開閉所、北尾道変電所
Ａ－３	新広島変電所、広島変電所、黒瀬変電所
Ｂ－１	白島変電所、中広島変電所、白神変電所、国泰寺変電所、千田町変電所、三川変電所、鶴見変電所
Ｂ－２	吉成変電所、田島変電所、片原変電所、湖山変電所、大内変電所、米子変電所、車尾変電所、皆生変電所、湊山変電所、法吉変電所、菅田変電所、津田変電所、寺町変電所、出雲変電所、木次変電所、日登変電所、川跡変電所、大社変電所、矢上変電所、浜田変電所、益田変電所、日原変電所、川本変電所、総社変電所、酒津変電所、宮前変電所、堀南変電所、船倉変電所、水島変電所、中畝変電所、児島変電所、

Ｂ－２	今変電所、当新田変電所、古松変電所、内山下変電所、田町変電所、錦町変電所、津倉変電所、島田変電所、国体町変電所、原尾島変電所、長利変電所、大元変電所、七日市変電所、広瀬変電所、玉野変電所、大原変電所、大野変電所、晴海変電所、大竹変電所、石内変電所、宮内変電所、阿品台変電所、八幡変電所、隅の浜変電所、可部変電所、可部南変電所、安変電所、祇園変電所、古市橋変電所、矢口変電所、川内変電所、海田変電所、坂変電所、大州変電所、段原変電所、瀬野川変電所、東海田変電所、東広島変電所、光町変電所、三篠変電所、大芝変電所、西広島変電所、井口変電所、五日市南変電所、五日市変電所、舟入変電所、小網変電所、吉島変電所、己斐変電所、西条変電所、呉変電所、宮原変電所、公園通変電所、上平原変電所、南広島変電所、南宇品変電所、向洋変電所、仁保変電所、仁方変電所、和庄変電所、吉浦変電所、大崎変電所、東尾道変電所、高須変電所、尾道変電所、東三原変電所、山波変電所、栗原変電所、新涯変電所、福山変電所、蔵王変電所、東町変電所、西町変電所、松浜変電所、本庄変電所、大和変電所、大坪変電所、山の田変電所、唐戸変電所、長府変電所、相生変電所、萩変電所、須佐変電所、新大内変電所、徳山変電所、三田尻変電所、権現変電所、川崎変電所、南岩国変電所、麻里布変電所、岩国変電所、愛宕変電所

なお、系統設備効率化割引の対象変電所等および系統設備効率化割引単価については、原則として2028年４月１日に見直しを行なうものとし、当該見直し後は原則として５年ごとに見直しを行なうものといたします。

（２） 系統設備効率化割引の割引区分の適用

イ （１）の割引区分は、10（契約の成立および契約期間）（１）により系統連系受電契約が成立したときの連系変電所等により適用いたします。

なお、連系変電所等については、原則として2028年４月１日に見直しを行なうものとし、当該見直し後は原則として５年ごとに見直しを行なうものといたします。

ロ （１）に定める系統設備効率化割引の対象変電所等および系統設備効率化割引単価の見直しまでの間に利用する変電所等に変更があった場合であっても、（１）に定める系統設備効率化割引の対象変電所等および系統設備効率化割引単価の見直しまでの間に適用される割引区分は継続されるものといたします。

ハ （１）に定める系統設備効率化割引の対象変電所等および系統設備効率化割引単価の見直し後に発電量調整供給を開始した場合であっても、（１）の割引区分は、イにより適用するものといたします。ただし、適用される22（系統連系受電サービス）（３）ハ（ロ）の系統設備効率化割引単価は見直し後のものといたします。

ニ 2024年４月１日以降、受電地点を新たに設定する発電場所（発電設備等を新たに使用する場合に限ります。）または同一地点で発電設備等のすべての変更を行なう発電場所について、発電量調整供給の開始または変更以降、（１）に定める系統設備効率化割引の対象変電所等および系統設備効率化割引単価の見直しを行なった場合における見直し後に適用する割引区分は、その次の（１）に定める系統設備効率化割引の対象変電所等および系統設備効率化割引単価の見直しまでの間１回に限り、次のとおりといたします。ただし、適用される22（系統連系受電サービス）（３）ハ（ロ）の系統設備効率化割引単価は見直し後のものといたします。

見直し前の割引区分	見直し後の割引区分	適用される割引区分
Ａ－１	Ａ－１、Ａ－２、Ａ－３ または割引対象外	Ａ－１
Ａ－２	Ａ－１	Ａ－１
	Ａ－２、Ａ－３ または割引対象外	Ａ－２
Ａ－３	Ａ－１	Ａ－１
	Ａ－２	Ａ－２
	Ａ－３または割引対象外	Ａ－３
Ｂ－１	Ｂ－１、Ｂ－２ または割引対象外	Ｂ－１
Ｂ－２	Ｂ－１	Ｂ－１
	Ｂ－２または割引対象外	Ｂ－２

３　契約電力および契約容量の算定方法

19（接続送電サービス）（２）イ（ロ）もしくは（ハ）または20（臨時接続送電サービス）（２）イ（イ）ｂもしくは（ロ）ｂの場合の契約電力または契約容量は、次により算定いたします。ただし、契約電力を算定する場合は、力率（100パーセントといたします。）を乗じます。

（１）　供給電気方式および供給電圧が交流単相２線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相３線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトの場合

$$\text{契約主開閉器の定格電流（アンペア）} \times \text{電圧（ボルト）} \times \frac{1}{1{,}000}$$

なお、交流単相３線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトの場合の電圧は、200ボルトといたします。

（２） 供給電気方式および供給電圧が交流３相３線式標準電圧200ボルトの場合

契約主開閉器の定格電流（アンペア）×電圧（ボルト）×1.732×$\frac{1}{1{,}000}$

４　負荷設備の入力換算容量

（１） 照明用電気機器

照明用電気機器の換算容量は、次のイ、ロ、ハおよびニによります。

イ　けい光灯

	換　算　容　量	
	入力（ボルトアンペア）	入力（ワット）
高力率型	管灯の定格消費電力(ワット) ×150パーセント	管灯の定格消費電力(ワット) ×125パーセント
低力率型	管灯の定格消費電力(ワット) ×200パーセント	

ロ　ネオン管灯

2次電圧(ボルト)	換　算　容　量		
	入力（ボルトアンペア）		入力（ワット）
	高力率型	低力率型	
3,000	30	80	30
6,000	60	150	60
9,000	100	220	100
12,000	140	300	140
15,000	180	350	180

ハ　スリームラインランプ

管の長さ（ミリメートル）	換算容量	
	入力(ボルトアンペア)	入力(ワット)
999以下	40	40
1,149 〃	60	60
1,556 〃	70	70
1,759 〃	80	80
2,368 〃	100	100

ニ　水銀灯

出力（ワット）	換算容量		
	入力（ボルトアンペア）		入力（ワット）
	高力率型	低力率型	
40以下	60	130	50
60 〃	80	170	70
80 〃	100	190	90
100 〃	150	200	130
125 〃	160	290	145
200 〃	250	400	230
250 〃	300	500	270
300 〃	350	550	325
400 〃	500	750	435
700 〃	800	1,200	735
1,000 〃	1,200	1,750	1,005

（２） 誘導電動機

イ　単相誘導電動機

（イ） 出力が馬力表示の単相誘導電動機の換算容量（入力〔キロワット〕）は、換算率100.0パーセントを乗じたものといたします。

（ロ） 出力がワット表示のものは、次のとおりといたします。

出　　力（ワット）	換　算　容　量		
	入力（ボルトアンペア）		入力（ワット）
	高力率型	低力率型	
35以下	－	160	出力（ワット）×133.0パーセント
45　〃	－	180	
65　〃	－	230	
100　〃	250	350	
200　〃	400	550	
400　〃	600	850	
550　〃	900	1,200	
750　〃	1,000	1,400	

ロ　３相誘導電動機

換 算 容 量（入力〔キロワット〕）
出力（馬力）　× 93.3パーセント 出力（キロワット）　×125.0パーセント

（３） レントゲン装置

レントゲン装置の換算容量は、次によります。

なお、レントゲン装置が２以上の装置種別を兼ねる場合は、いずれか大きい換算容量といたします。

装置種別（携帯型および移動型を含みます。）	最高定格管電圧（キロボルトピーク）	管電流（短時間定格電流）（ミリアンペア）	換算容量(入力)（キロボルトアンペア）
治療用装置			定格1次最大入力(キロボルトアンペア)の値といたします。
診察用装置	95キロボルトピーク以下	20ミリアンペア以下	1
		20ミリアンペア超過30ミリアンペア以下	1.5
		30 〃 50 〃	2
		50 〃 100 〃	3
		100 〃 200 〃	4
		200 〃 300 〃	5
		300 〃 500 〃	7.5
		500 〃 1,000 〃	10
	95キロボルトピーク超過100キロボルトピーク以下	200ミリアンペア以下	5
		200ミリアンペア超過300ミリアンペア以下	6
		300 〃 500 〃	8
		500 〃 1,000 〃	13.5
	100キロボルトピーク超過125キロボルトピーク以下	500ミリアンペア以下	9.5
		500ミリアンペア超過1,000ミリアンペア以下	16
	125キロボルトピーク超過150キロボルトピーク以下	500ミリアンペア以下	11
		500ミリアンペア超過1,000ミリアンペア以下	19.5
蓄電器放電式診察用装置		コンデンサ容量0.75マイクロファラッド以下	1
		0.75マイクロファラッド超過1.5マイクロファラッド以下	2
		1.5 〃 3 〃	3

（４） 電気溶接機

電気溶接機の換算容量は、次の算式によって算定された値といたします。

イ 日本産業規格に適合した機器（コンデンサ内蔵型を除きます。）の場合

$$\text{入力（キロワット）} = \text{最大定格１次入力（キロボルトアンペア）} \times 70\text{パーセント}$$

ロ イ以外の場合

$$\text{入力（キロワット）} = \text{実測した１次入力（キロボルトアンペア）} \times 70\text{パーセント}$$

（5） そ の 他

イ （1）、（2）、（3）および（4）によることが不適当と認められる電気機器の換算容量（入力）は、実測した値を基準として契約者と当社との協議によって定めます。ただし、特別の事情がある場合は、定格消費電力を換算容量（入力）とすることがあります。

ロ 動力と一体をなし、かつ、動力を使用するために直接必要であって欠くことができない表示灯は、動力とあわせて１契約負荷設備として契約負荷設備の容量（入力）を算定いたします。

ハ 予備設備であることが明らかな電気機器については、契約負荷設備の容量の算定の対象といたしません。

５ 離島ユニバーサルサービス調整

（1） 離島ユニバーサルサービス調整額の算定

イ 離島平均燃料価格

原油換算値１キロリットル当たりの離島平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、離島平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入いたします。

離島平均燃料価格＝Ａ×α＋Ｂ×β＋Ｃ×γ

Ａ＝各離島平均燃料価格算定期間における１キロリットル当たりの平均原油価格

Ｂ＝各離島平均燃料価格算定期間における１トン当たりの平均液化天然ガス価格

Ｃ＝各離島平均燃料価格算定期間における１トン当たりの平均石炭価格

α＝1.0000

β＝0.0000

γ＝0.0000

なお、各離島平均燃料価格算定期間における１キロリットル当たりの平均原油価格、１トン当たりの平均液化天然ガス価格および１トン当たりの平均石炭価格の単位は、１円とし、その端数は、小数点以下第１位で四捨五入いたします。

ロ　離島基準燃料価格

原油換算値１キロリットル当たりの離島基準燃料価格は、79,300円といたします。

ハ　離島調整上限燃料価格

原油換算値１キロリットル当たりの離島調整上限燃料価格は、119,000円といたします。

ニ　離島ユニバーサルサービス調整単価

離島ユニバーサルサービス調整単価は、次の算式によって算定された値といたします。

なお、離島ユニバーサルサービス調整単価の単位は、１銭とし、その端数は、小数点以下第１位で四捨五入いたします。

（イ）　１キロリットル当たりの離島平均燃料価格が離島基準燃料価格を下回る場合

$$\text{離島ユニバーサルサービス調整単価} = (\text{離島基準燃料価格} - \text{離島平均燃料価格}) \times \frac{\text{（２）の離島基準単価}}{1{,}000}$$

（ロ）　１キロリットル当たりの離島平均燃料価格が離島基準燃料価格を上回り、かつ、離島調整上限燃料価格以下の場合

$$\text{離島ユニバーサルサービス調整単価} = (\text{離島平均燃料価格} - \text{離島基準燃料価格}) \times \frac{\text{（２）の離島基準単価}}{1{,}000}$$

（ハ）　１キロリットル当たりの離島平均燃料価格が離島調整上限燃料価格を上回る場合

離島平均燃料価格は、離島調整上限燃料価格といたします。

$$\text{離島ユニバーサルサービス調整単価} = (\text{離島調整上限燃料価格} - \text{離島基準燃料価格}) \times \frac{\text{（２）の離島基準単価}}{1{,}000}$$

ホ　離島ユニバーサルサービス調整単価の適用

各離島平均燃料価格算定期間の離島平均燃料価格によって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価は、その離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間に使用される接続供給に係る電気に適用いたします。

（イ）　各離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間は、（ロ）、（ハ）および（ニ）の場合を除き、次のとおりといたします。

離島平均燃料価格算定期間	離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間
毎年１月１日から３月31日までの期間	その年の５月の検針日から６月の検針日の前日までの期間
毎年２月１日から４月30日までの期間	その年の６月の検針日から７月の検針日の前日までの期間
毎年３月１日から５月31日までの期間	その年の７月の検針日から８月の検針日の前日までの期間
毎年４月１日から６月30日までの期間	その年の８月の検針日から９月の検針日の前日までの期間
毎年５月１日から７月31日までの期間	その年の９月の検針日から10月の検針日の前日までの期間

毎年６月１日から８月31日までの期間	その年の10月の検針日から11月の検針日の前日までの期間
毎年７月１日から９月30日までの期間	その年の11月の検針日から12月の検針日の前日までの期間
毎年８月１日から10月31日までの期間	その年の12月の検針日から翌年の１月の検針日の前日までの期間
毎年９月１日から11月30日までの期間	翌年の１月の検針日から２月の検針日の前日までの期間
毎年10月１日から12月31日までの期間	翌年の２月の検針日から３月の検針日の前日までの期間
毎年11月１日から翌年の１月31日までの期間	翌年の３月の検針日から４月の検針日の前日までの期間
毎年12月１日から翌年の２月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の２月29日までの期間）	翌年の４月の検針日から５月の検針日の前日までの期間

（ロ）　記録型計量器により計量する場合で、当社があらかじめ契約者に計量日をお知らせしたときは、（ニ）の場合を除き、その供給地点の各離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間は、（イ）に準ずるものといたします。この場合、（イ）にいう検針日は、計量日といたします。

（ハ）　定額接続送電サービスの場合は、各離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間は、（イ）に準ずるものといたします。この場合、（イ）にいう検針日は、その供給地点の属する検針区域の検針日といたします。ただし、電灯臨時定額接続送電サービスおよび動力臨時定額接続送電サービスの適用を受け、料金の算定期

間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間、または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合は、（イ）にいう検針日は、応当日といたします。

（ニ） 検針日が毎月初日の需要者に係る供給地点については、各離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間は、（イ）に準ずるものといたします。この場合、（イ）にいう各月の検針日は、その月の翌月の初日といたします。

ヘ 離島ユニバーサルサービス調整額

（イ） 定額制供給の場合

ａ 電灯定額接続送電サービス

離島ユニバーサルサービス調整額は、ニによって算定された各契約負荷設備ごとの離島ユニバーサルサービス調整単価の合計といたします。

ｂ 電灯臨時定額接続送電サービスおよび動力臨時定額接続送電サービス

離島ユニバーサルサービス調整額は、ニによって算定された各臨時接続送電サービスごとの離島ユニバーサルサービス調整単価といたします。

（ロ） 従量制供給の場合

離島ユニバーサルサービス調整額は、その１月の接続供給電力量にニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価を適用して算定いたします。

（２） 離島基準単価

離島基準単価は、離島平均燃料価格が1,000円変動した場合の値といたします。

イ 定額制供給の場合

（イ） 電灯定額接続送電サービス

離島基準単価は、各契約負荷設備ごとに１月につき次のとおりといた

します。

電灯	10ワットまでの１灯につき	４厘
	10ワットをこえ20ワットまでの１灯につき	９厘
	20ワットをこえ40ワットまでの１灯につき	１銭８厘
	40ワットをこえ60ワットまでの１灯につき	２銭５厘
	60ワットをこえ100ワットまでの１灯につき	４銭３厘
	100ワットをこえる１灯につき50ワットまでごとに	２銭１厘
小型機器	50ボルトアンペアまでの１機器につき	１銭３厘
	50ボルトアンペアをこえ 100ボルトアンペアまでの１機器につき	２銭５厘
	100ボルトアンペアをこえる１機器につき 50ボルトアンペアまでごとに	１銭３厘

（ロ）　電灯臨時定額接続送電サービス

離島基準単価は、契約負荷設備の総容量（入力）によって、１日につき次のとおりといたします。

総容量が50ボルトアンペアまでの場合	０厘
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	１厘
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	１厘
総容量が500ボルトアンペアをこえ１キロボルトアンペアまでの場合	７厘
総容量が１キロボルトアンペアをこえ３キロボルトアンペアまでの場合１キロボルトアンペアまでごとに	７厘

（ハ） 動力臨時定額接続送電サービス

離島基準単価は、次のとおりといたします。ただし、臨時接続送電サービス契約電力が0.5キロワットの場合の離島基準単価は、臨時接続送電サービス契約電力が１キロワットの場合の離島基準単価の半額といたします。

臨時接続送電サービス契約電力１キロワット １日につき	８厘

ロ 従量制供給の場合

離島基準単価は、次のとおりといたします。

１キロワット時につき	１厘

（３） 離島ユニバーサルサービス調整単価等のお知らせ

当社は、（１）イの各離島平均燃料価格算定期間における１キロリットル当たりの平均原油価格、１トン当たりの平均液化天然ガス価格、１トン当たりの平均石炭価格および（１）ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価をインターネットを利用する方法等によりお知らせいたします。

6　平均力率の算定

（１）　平均力率は、無効電力量を有効電力量で除してえた値（端数は、小数点以下第５位で四捨五入いたします。）に応じて、次のとおりといたします。

無効電力量／有効電力量の値		平均力率（パーセント）	無効電力量／有効電力量の値		平均力率（パーセント）
0.0000から	0.1004まで	100	0.7631から	0.7892まで	79
0.1005	0.1752	99	0.7893	0.8154	78
0.1753	0.2279	98	0.8155	0.8419	77
0.2280	0.2718	97	0.8420	0.8685	76
0.2719	0.3106	96	0.8686	0.8954	75
0.3107	0.3461	95	0.8955	0.9225	74
0.3462	0.3793	94	0.9226	0.9500	73
0.3794	0.4108	93	0.9501	0.9778	72
0.4109	0.4409	92	0.9779	1.0060	71
0.4410	0.4701	91	1.0061	1.0345	70
0.4702	0.4984	90	1.0346	1.0636	69
0.4985	0.5261	89	1.0637	1.0931	68
0.5262	0.5533	88	1.0932	1.1231	67
0.5534	0.5801	87	1.1232	1.1536	66
0.5802	0.6066	86	1.1537	1.1848	65
0.6067	0.6329	85	1.1849	1.2166	64
0.6330	0.6590	84	1.2167	1.2490	63
0.6591	0.6850	83	1.2491	1.2822	62
0.6851	0.7110	82	1.2823	1.3161	61
0.7111	0.7370	81	1.3162	1.3508	60
0.7371	0.7630	80	1.3509	1.3864	59

無効電力量／有効電力量の値		平均力率（パーセント）	無効電力量／有効電力量の値		平均力率（パーセント）
1.3865から	1.4229まで	58	2.7207から	2.8126まで	34
1.4230	1.4603	57	2.8127	2.9099	33
1.4604	1.4988	56	2.9100	3.0130	32
1.4989	1.5384	55	3.0131	3.1225	31
1.5385	1.5792	54	3.1226	3.2390	30
1.5793	1.6211	53	3.2391	3.3633	29
1.6212	1.6644	52	3.3634	3.4962	28
1.6645	1.7091	51	3.4963	3.6389	27
1.7092	1.7554	50	3.6390	3.7919	26
1.7555	1.8031	49	3.7920	3.9572	25
1.8032	1.8526	48	3.9573	4.1362	24
1.8527	1.9039	47	4.1363	4.3305	23
1.9040	1.9571	46	4.3306	4.5424	22
1.9572	2.0124	45	4.5425	4.7744	21
2.0125	2.0700	44	4.7745	5.0298	20
2.0701	2.1299	43	5.0299	5.3121	19
2.1300	2.1923	42	5.3122	5.6261	18
2.1924	2.2576	41	5.6262	5.9775	17
2.2577	2.3258	40	5.9776	6.3736	16
2.3259	2.3972	39	6.3737	6.8237	15
2.3973	2.4721	38	6.8238	7.3396	14
2.4722	2.5507	37	7.3397	7.9373	13
2.5508	2.6334	36	7.9374	8.6380	12
2.6335	2.7206	35	8.6381	9.4712	11

無効電力量／有効電力量の値		平均力率（パーセント）	無効電力量／有効電力量の値		平均力率（パーセント）
9.4713から	10.4787まで	10	22.1998から	28.5539まで	4
10.4788	11.7221	9	28.5540	39.9875	3
11.7222	13.2958	8	39.9876	66.6667	2
13.2959	15.3521	7	66.6668	199.9975	1
15.3522	18.1543	6	199.9976	∞	
18.1544	22.1997	5			

なお、平均力率は、次の算式にもとづき計算しています。

$$\text{平均力率（パーセント）} = \frac{\text{有効電力量}}{\sqrt{(\text{有効電力量})^2 + (\text{無効電力量})^2}} \times 100$$

（２） 有効電力量および無効電力量の計量については、30（計量）に準ずるものといたします。ただし、有効電力量または無効電力量は、30（計量）にかかわらず、当分の間、やむをえない場合には、受電電圧および供給電圧と異なった電圧で計量いたします。この場合、有効電力量または無効電力量は、計量された有効電力量または無効電力量を、受電電圧および供給電圧と同位にするために原則として３パーセントの計量損失率によって修正したものといたします。

７　契約負荷設備の総容量の算定

（１） 差込口の数と電気機器の数が異なる場合は、次によって算定された値にもとづき、契約負荷設備の総容量を算定いたします。

イ　電気機器の数が差込口の数を上回る場合

差込口の数に応じた電気機器の総容量（入力）といたします。この場合、最大の入力の電気機器から順次対象といたします。

ロ　電気機器の数が差込口の数を下回る場合

電気機器の総容量（入力）に電気機器の数を上回る差込口の数に応じて次によって算定した値を加えたものといたします。

（イ）　住宅、アパート、寮、病院、学校および寺院

１差込口につき　50ボルトアンペア

（ロ）　（イ）以外の場合

１差込口につき　100ボルトアンペア

（２）　契約負荷設備の容量を確認できない場合は、（１）ロに準じて算定いたします。

８　発電量調整受電計画電力量、接続対象計画電力量および需要抑制量調整受電計画電力量に関する取扱い

（１）　発電量調整受電計画電力量の取扱い

発電量調整受電計画電力量は、原則として、別表11（発電計画･調達計画･販売計画）に定める当日計画の通知の期限における発電計画といたします。

ただし、発電契約者が通知した販売計画または調達計画が不適当と認められる場合には、当該計画は次に定める値とみなします。

イ　発電契約者が通知した販売計画または調達計画のうち、卸電力取引所への販売分または卸電力取引所からの調達分が卸電力取引所における約定結果と一致しない場合

卸電力取引所における約定結果の値（卸電力取引市場における市場約定後において、電力広域的運営推進機関より約定結果の値の変更に係る通知を受けた場合は、通知を受けた変更後の値といたします。また、約定がない場合は零とみなします。）

ロ　発電契約者が通知した販売計画または調達計画のうち、イ以外の分が取引相手の対応する計画と一致しない場合

発電契約者の販売計画または調達計画と取引相手の対応する計画とのう

ちいずれか小さい値（取引相手の対応する計画がない場合は零とみなします。）

なお、当日計画の通知の期限において発電契約者が通知した発電計画と調達計画の合計値が販売計画と一致しない場合、販売計画から調達計画を差し引いた値を当日計画の通知の期限における発電計画とみなします（以下「みなし発電計画」といいます。）。

この場合の発電バランシンググループごとの発電計画は、30分ごとに次の算式によりえられた値とみなします。

発電バランシンググループごとの発電計画

＝みなし発電計画の値

$$\times \frac{\text{当日計画の通知の期限における発電バランシンググループごとの発電計画の値}}{\text{当日計画の通知の期限における発電計画の値}}$$

（２） 接続対象計画電力量の取扱い

接続対象計画電力量は、原則として、別表10（需要計画・調達計画・販売計画）に定める当日計画の通知の期限における需要想定値といたします。

ただし、契約者が通知した調達計画または販売計画が不適当と認められる場合には、当該計画は次に定める値とみなします。

イ　契約者が通知した調達計画または販売計画のうち、卸電力取引所への販売分または卸電力取引所からの調達分が卸電力取引所における約定結果と一致しない場合

卸電力取引所における約定結果の値（卸電力取引市場における市場約定後において、電力広域的運営推進機関より約定結果の値の変更に係る通知を受けた場合は、通知を受けた変更後の値といたします。また、約定がない場合は零とみなします。）

ロ　契約者が通知した調達計画または販売計画のうち、イ以外の分が取引相手の対応する計画と一致しない場合

契約者の調達計画または販売計画と取引相手の対応する計画とのうちいずれか小さい値（取引相手の対応する計画がない場合は零とみなします。）

なお、当日計画の通知の期限において契約者が通知した需要想定値と需要想定値に対する取引計画が一致しない場合、調達計画から販売計画を差し引いた値を当日計画の通知の期限における需要想定値とみなします。

（３） 需要抑制量調整受電計画電力量の取扱い

イ　需要抑制量調整受電計画電力量は、原則として、別表12（需要抑制計画・調達計画・販売計画・ベースライン）に定める当日計画の通知の期限における需要抑制計画といたします。

ただし、需要抑制契約者が通知した調達計画または販売計画が不適当と認められる場合には、当該計画は次に定める値とみなします。

（イ） 需要抑制契約者が通知した調達計画または販売計画のうち、卸電力取引所への販売分または卸電力取引所からの調達分が卸電力取引所における約定結果と一致しない場合

卸電力取引所における約定結果の値（卸電力取引市場における市場約定後において、電力広域的運営推進機関より約定結果の値の変更に係る通知を受けた場合は、通知を受けた変更後の値といたします。また、約定がない場合は零とみなします。）

（ロ） 需要抑制契約者が通知した調達計画または販売計画のうち、（イ）以外の分が取引相手の対応する計画と一致しない場合

需要抑制契約者の調達計画または販売計画と取引相手の対応する計画とのうちいずれか小さい値（取引相手の対応する計画がない場合は零とみなします。）

ロ　需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量または需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量の算定上、次の（イ）または（ロ）に該当する場合は、次に定める値を需要抑制計画とみなします（以下「みなし需要抑制計画」といいます。）。この場合、みなし需要抑制計画が負となるときの31（電力

および電力量の算定）(14) イ（ロ）および（ハ）の需要抑制量調整受電計画電力量は、当日計画の通知の期限における需要抑制計画といたします。

なお、需要抑制契約者が複数の需要抑制バランシンググループを設定される場合の需要抑制バランシンググループごとのみなし需要抑制計画は、30分ごとに次の算式によりえられた値といたします。

需要抑制バランシンググループごとのみなし需要抑制計画

＝みなし需要抑制計画の値

$$\times \frac{\text{当日計画の通知の期限における需要抑制バランシンググループごとの需要抑制計画の値}}{\text{当日計画の通知の期限における需要抑制計画の合計値}}$$

（イ） 需要抑制契約者が通知した販売計画（イにより変更した場合は変更後の値といたします。）が調達計画（イにより変更した場合は変更後の値といたします。）を上回った場合

販売計画と調達計画の差を需要抑制計画の合計値に加えた値

（ロ） 需要抑制契約者が通知した販売計画（イにより変更した場合は変更後の値といたします。）が調達計画（イにより変更した場合は変更後の値といたします。）を下回った場合

販売計画と調達計画の差を需要抑制計画の合計値から減じた値

9 電力量の協定

電力量を協議によって定める場合の基準は、原則として次によります。

（1） 定額制供給の場合の接続供給電力量

イ 接続供給電力量の算定式

その１月の接続供給電力量は、接続送電サービスまたは臨時接続送電サービスに応じて次により算定いたします。ただし、33（料金の算定）（1）イ、ロ、ニまたはホの場合は、接続送電サービスまたは臨時接続送電サービスに応じて次により算定した値を当月の料金の算定期間の日数で除し、

協定の対象となる期間（以下「協定期間」といいます。）の日数を乗じた値といたします。

<table>
<tr><td rowspan="7">電灯定額接続送電サービス</td><td rowspan="6">電灯である契約負荷設備</td><td>10ワットまでの１灯につき</td><td>10ワット×ロに定める月別使用時間</td></tr>
<tr><td>10ワットをこえ20ワットまでの１灯につき</td><td>20ワット×ロに定める月別使用時間</td></tr>
<tr><td>20ワットをこえ40ワットまでの１灯につき</td><td>40ワット×ロに定める月別使用時間</td></tr>
<tr><td>40ワットをこえ60ワットまでの１灯につき</td><td>60ワット×ロに定める月別使用時間</td></tr>
<tr><td>60ワットをこえ100ワットまでの１灯につき</td><td>100ワット×ロに定める月別使用時間</td></tr>
<tr><td>100ワットをこえる１灯につき50ワットまでごとに</td><td>50ワット×ロに定める月別使用時間</td></tr>
<tr><td colspan="2">小型機器である契約負荷設備１機器につき</td><td>20キロワット時</td></tr>
<tr><td colspan="3">電灯臨時定額接続送電サービス</td><td>契約灯個数×40キロワット時</td></tr>
<tr><td colspan="3">動力臨時定額接続送電サービス</td><td>契約電力×200時間</td></tr>
</table>

ロ　月別使用時間

月別使用時間は、計算月ごとに下表のとおりといたします。

計算月	1月	2月	3月	4月	5月	6月
月間使用時間	472	469	401	410	362	342
計算月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
月間使用時間	312	326	348	368	416	435

ただし、閏年となる場合における3月の月別使用時間は、上表にかかわらず、415時間といたします。

（2）　従量制供給の場合の接続供給電力量

イ　過去の接続供給電力量による場合

次のいずれかによって算定いたします。ただし、協定期間または過去の電力量が計量された料金の算定期間に契約電力または契約容量の変更があった場合は、料金の計算上区分すべき期間の日数に契約電力または契約容量を乗じた値の比率を勘案して算定いたします。

（イ）　前月または前年同月の接続供給電力量による場合

$$\frac{\text{前月または前年同月の接続供給電力量}}{\text{前月または前年同月の料金の算定期間の日数}} \times \text{協定期間の日数}$$

（ロ）　前3月間の接続供給電力量による場合

$$\frac{\text{前3月間の接続供給電力量}}{\text{前3月間の料金の算定期間の日数}} \times \text{協定期間の日数}$$

ロ　使用された負荷設備の容量と使用時間による場合

使用された負荷設備の容量（入力）にそれぞれの使用時間を乗じてえた値を合計した値といたします。

ハ　取替後の計量器によって計量された期間の日数が10日以上である場合で、取替後の計量器によって計量された接続供給電力量によるとき。

$$\frac{\text{取替後の計量器によって計量された接続供給電力量}}{\text{取替後の計量器によって計量された期間の日数}} \times \text{協定期間の日数}$$

ニ　参考のために取り付けた計量器の計量による場合

参考のために取り付けた計量器によって計量された接続供給電力量といたします。

なお、この場合の計量器の取付けは、63（計量器等の取付け）に準ずるものといたします。

ホ　公差をこえる誤差により修正する場合

$$\frac{\text{計量電力量}}{\text{100パーセント＋（±誤差率）}}$$

なお、公差をこえる誤差の発生時期が確認できない場合は、次の月以降の接続供給電力量を対象として協定いたします。

（イ）　契約者の申出により測定したときは、申出の日の属する月

（ロ）　当社が発見して測定したときは、発見の日の属する月

（3）　（1）または（2）によって接続供給電力量を定める場合、協定期間の30分ごとの接続供給電力量は、協定期間の接続供給電力量を協定期間における30分ごとの接続供給電力量として均等に配分してえられる値といたします。ただし、（2）によって接続供給電力量を定める場合で、協定期間の接続供給電力量を計量器の時間帯区分ごとに定めるときは、協定期間における各時間帯区分ごとの接続供給電力量をそれぞれの時間帯区分の30分ごとの接続供給電力量として均等に配分してえられる値といたします。

（4）　発電量調整受電電力量の協定については、（2）および（3）に準ずるものといたします。

10　需要計画・調達計画・販売計画

需要計画・調達計画・販売計画の通知の期限および通知の内容は次のとおりといたします。

<table>
<tr><td colspan="2">対象期間</td><td>年間計画
（第１年度、
第２年度）</td><td>月間計画
（翌月、
翌々月）</td><td>週間計画
（翌週、
翌々週）</td><td>翌々日
計画</td><td>翌日
計画</td><td>当日
計画</td></tr>
<tr><td colspan="2">通知の期限</td><td>毎　　年
10月31日</td><td>毎月１日</td><td>毎週水曜日
午前10時</td><td>毎　　日
午前10時</td><td>毎　　日
午前12時</td><td>30分ごとの実需給の開始時刻の１時間前</td></tr>
<tr><td rowspan="3">通知の内容</td><td>需　要
想定値</td><td>各月の平日および休日の接続対象電力の最大値および最小値</td><td>各週の平日および休日の接続対象電力の最大値および最小値</td><td>電力広域的運営推進機関が指定する時刻の日ごとの接続対象電力</td><td colspan="3">30分ごとの接続対象電力量</td></tr>
<tr><td rowspan="2">需要想定値に対する調達計画・販売計画</td><td>各月の平日および休日の接続対象電力の最大値および最小値に対する発電契約者、契約者または需要抑制契約者ごとの調達分および販売分の計画値</td><td>各週の平日および休日の接続対象電力の最大値および最小値に対する発電契約者、契約者または需要抑制契約者ごとの調達分および販売分の計画値</td><td>電力広域的運営推進機関が指定する時刻の日ごとの接続対象電力に対する発電契約者、契約者または需要抑制契約者ごとの調達分および販売分の計画値</td><td colspan="3">30分ごとの接続対象電力量に対する発電契約者、契約者または需要抑制契約者ごとの調達分および販売分の計画値</td></tr>
<tr><td colspan="3">供給力未調達分の計画値
（自己等への電気の供給を行なう場合を除きます。）</td><td colspan="3">―</td></tr>
</table>

（注１）需要計画・調達計画・販売計画は、当社所定の様式により提出していただきます。
（注２）年度とは、４月１日から翌年の３月31日までの期間といたします。
（注３）当社が供給区域の詳細な需給状況を把握する必要がある場合は、より詳細な断面を提出していただく場合があります。
（注４）週間計画以前において、連系線の利用に係る調達計画および販売計画がある場合には、当該利用に係る調達分ごとの計画値および当該利用に係る販売分ごとの計画値を提出していただきます。

11　発電計画・調達計画・販売計画

発電計画・調達計画・販売計画の通知の期限および通知の内容は次のとおりといたします。

<table>
<tr><td colspan="2">対象期間</td><td>年間計画
（第１年度、
第２年度）</td><td>月間計画
（翌月、
翌々月）</td><td>週間計画
（翌週、
翌々週）</td><td>翌々日
計画</td><td>翌日
計画</td><td>当日
計画</td></tr>
<tr><td colspan="2">通知の期限</td><td>毎　　年
10月31日</td><td>毎月１日</td><td>毎週水曜日
午前10時</td><td>毎　　日
午前10時</td><td>毎　　日
午前12時</td><td>原則として30分ごとの実需給の開始時刻の１時間前</td></tr>
<tr><td rowspan="4">通知の内容</td><td>発電計画</td><td>各月の平日および休日の発電量調整受電電力の最大値および最小値</td><td>各週の平日および休日の発電量調整受電電力の最大値および最小値</td><td>電力広域的運営推進機関が指定する時刻の日ごとの発電量調整受電電力</td><td colspan="3">30分ごとの発電量調整受電電力量</td></tr>
<tr><td>調達計画・販売計画</td><td>各月の平日および休日の発電量調整受電電力の最大値および最小値に対する契約者、発電契約者または需要抑制契約者ごとの調達分および販売分の計画値</td><td>各週の平日および休日の発電量調整受電電力の最大値および最小値に対する契約者、発電契約者または需要抑制契約者ごとの調達分および販売分の計画値</td><td>電力広域的運営推進機関が指定する時刻の日ごとの発電量調整受電電力に対する契約者、発電契約者または需要抑制契約者ごとの調達分および販売分の計画値</td><td colspan="3">30分ごとの発電量調整受電電力量に対する契約者、発電契約者または需要抑制契約者ごとの調達分および販売分の計画値</td></tr>
<tr><td rowspan="2">発電設備等の停止計画</td><td colspan="2">作業の開始日時、作業の終了日時、停止内容、その他必要な項目</td><td>―</td><td colspan="3">―</td></tr>
<tr><td rowspan="2">―</td><td rowspan="2">―</td><td colspan="3">計画外作業</td></tr>
<tr><td colspan="3">計画作業の変更分</td></tr>
</table>

（注１）発電計画・調達計画・販売計画は、当社所定の様式により提出していただきます。
（注２）年度とは、４月１日から翌年の３月31日までの期間といたします。
（注３）当社が系統運用上必要な場合および料金の算定上必要な場合は、発電場所別の発電計画もあわせて提出していただきます。
（注４）計画外作業および計画作業の変更分については、発生のつど、すみやかに提出していただきます。
（注５）当社が供給区域の詳細な需給状況を把握する必要がある場合は、より詳細な断面を提出していただく場合があります。
（注６）週間計画以前において、連系線の利用に係る調達計画および販売計画がある場合には、当該利用に係る調達分ごとの計画値および当該利用に係る販売分ごとの計画値を提出していただきます。

12　需要抑制計画・調達計画・販売計画・ベースライン

需要抑制計画・調達計画・販売計画・ベースラインの通知の期限および通知の内容は次のとおりといたします。

<table>
<tr><td colspan="2">対象期間</td><td>年間計画
（第１年度、第２年度）</td><td>月間計画
（翌月、翌々月）</td><td>週間計画
（翌週、翌々週）</td><td>翌々日計画</td><td>翌日計画</td><td>当日計画</td></tr>
<tr><td colspan="2">通知の期限</td><td>毎　年
10月31日</td><td>毎月１日</td><td>毎週水曜日
午前10時</td><td>毎　日
午前10時</td><td>毎　日
午前12時</td><td>30分ごとの実需給の開始時刻の１時間前</td></tr>
<tr><td rowspan="3">通知の内容</td><td>需要抑制計画</td><td>各月の平日および休日の需要抑制量調整受電電力の最大値および最小値</td><td>各週の平日および休日の需要抑制量調整受電電力の最大値および最小値</td><td>電力広域的運営推進機関が指定する時刻の日ごとの需要抑制量調整受電電力</td><td colspan="3">30分ごとの需要抑制量調整受電電力量</td></tr>
<tr><td>調達計画・販売計画</td><td>各月の平日および休日の需要抑制量調整受電電力の最大値および最小値に対する契約者、発電契約者または需要抑制契約者ごとの調達分および販売分の計画値</td><td>各週の平日および休日の需要抑制量調整受電電力の最大値および最小値に対する契約者、発電契約者または需要抑制契約者ごとの調達分および販売分の計画値</td><td>電力広域的運営推進機関が指定する時刻の日ごとの需要抑制量調整受電電力に対する契約者、発電契約者または需要抑制契約者ごとの調達分および販売分の計画値</td><td colspan="3">30分ごとの需要抑制量調整受電電力量に対する契約者、発電契約者または需要抑制契約者ごとの調達分および販売分の計画値</td></tr>
<tr><td>ベースライン</td><td>―</td><td>―</td><td>―</td><td>―</td><td>―</td><td>30分ごとの値</td></tr>
</table>

（注１）需要抑制計画・調達計画・販売計画・ベースラインは、当社所定の様式により提出していただきます。

（注２）年度とは、４月１日から翌年の３月31日までの期間といたします。

（注３）当社が供給区域の詳細な需給状況を把握する必要がある場合は、より詳細な断面を提出していただく場合があります。

（注４）週間計画以前において、連系線の利用に係る調達計画および販売計画がある場合には、当該利用に係る調達分ごとの計画値および当該利用に係る販売分ごとの計画値を提出していただきます。

13　進相用コンデンサ取付容量基準

進相用コンデンサの容量は、次のとおりといたします。

（１）　照明用電気機器

イ　けい光灯

進相用コンデンサをけい光灯に内蔵する場合の進相用コンデンサ取付容量は、次によります。

使用電圧 （ボルト）	管灯の定格消費電力 （ワット）	コンデンサ取付容量 （マイクロファラッド）
100	10	3.5
	15	4.5
	20	5.5
	30	9
	40	14
	60	17
	80	25
	100	30
200	40	3.5
	60	4.5
	80	5.5
	100	7

ロ　ネオン管灯（１次電圧100ボルトの場合といたします。）

変圧器２次電圧（ボルト）	変圧器容量（ボルトアンペア）	コンデンサ取付容量（マイクロファラッド）
3,000	80	20
6,000	100	30
9,000	200	50
12,000	300	50
15,000	350	75

ハ　水 銀 灯

出力（ワット）	コンデンサ取付容量（マイクロファラッド）	
	100ボルト	200ボルト
50以下	30	7
100 〃	50	9
250 〃	75	15
300 〃	100	20
400 〃	150	30
700 〃	250	50
1,000 〃	300	75

（２） 誘導電動機

イ　個々にコンデンサを取り付ける場合

（イ） 単相誘導電動機

電動機定格出力	馬　　力	1/8	1/4	1/2	1
	キロワット	0.1	0.2	0.4	0.75
コンデンサ取付容量（マイクロファラッド）	使用電圧100ボルト	40	50	75	100
	使用電圧200ボルト	20	20	30	40

（ロ） ３相誘導電動機（使用電圧200ボルトの場合といたします。）

ａ．トップランナーモータの基準を満たす電動機

電動機定格出力	馬力	1/4	1/2	1	2	3	5	7.5	10	15	20	25	30	40	50
	キロワット	0.2	0.4	0.75	1.5	2.2	3.7	5.5	7.5	11	15	18.5	22	30	37
コンデンサ取付容量（マイクロファラッド）	２極	－	－	20	30	40	50	75	100	150	150	200	250	300	400
	４極	－	－	30	40	50	75	100	150	200	250	300	400	500	700
	６極	－	－	30	50	75	100	150	200	300	300	400	400	500	750

ｂ．その他の電動機

電動機定格出力	馬力	1/4	1/2	1	2	3	5	7.5	10	15	20	25	30	40	50
	キロワット	0.2	0.4	0.75	1.5	2.2	3.7	5.5	7.5	11	15	18.5	22	30	37
コンデンサ取付容量（マイクロファラッド）		10	15	20	30	40	50	75	100	150	200	250	300	400	500

ロ　一括してコンデンサを取り付ける場合

やむをえない事情によって２以上の電動機に対して一括してコンデンサを取り付ける場合のコンデンサの容量は、各電動機の定格出力に対応するイに定めるコンデンサの容量の合計といたします。

（３）　電気溶接機（使用電圧200ボルトの場合といたします。）

イ　交流アーク溶接機

溶接機最大入力（キロボルトアンペア）	3以上	5以上	7.5以上	10以上	15以上	20以上	25以上	30以上	35以上	40以上	45以上50未満
コンデンサ取付容量（マイクロファラッド）	100	150	200	250	300	400	500	600	700	800	900

ロ　交流抵抗溶接機

イの容量の50パーセントといたします。

（４）　そ の 他

（１）、（２）および（３）によることが不適当と認められる電気機器については、機器の特性に応じて契約者と当社との協議によって定めます。

14　標 準 設 計

（１）　低圧または高圧電線路

イ　一般基準

（イ）　電圧降下の許容限度

電線路における電圧降下の許容限度は、次のとおりといたします。この場合の電線路とは、受電地点から受電地点に最も近い当社の発電所または変電所の引出口または受電用変圧器の引出側端子までおよび供給地点から供給地点に最も近い当社の発電所または変電所の引出口または供給用変圧器の引出側端子までといたします。

なお、既設の電線路を利用する場合、または他者と同時に供給設備を

施設する場合は、他者の電圧降下および電圧変動を考慮して施設いたします。また、下表に定めのない電圧で受電または供給する場合は、下表に準ずるものといたします。

公称電圧（ボルト）	高圧	低圧	
	6,600	100	200
電圧降下の許容限度（ボルト）	600	6	20

（ロ） 経 過 地

電線路の経過地は、地形その他を考慮して、保守および保安に支障のない範囲において電線路が最も経済的に施設できるよう選定いたします。

（ハ） 電線路の種類

電線路は、架空電線路を標準といたします。ただし、架空電線路とすることが法令上不可能な場合、または技術上、経済上もしくは地域的な事情により著しく困難な場合は、他の方法によります。

ロ 架空電線路

（イ） 電線路の施設

a 電線路は、単独の電線路の新設、他の架空電線路との併架、電線の張替え、負荷の分割のうち、電線路の保守または保安に支障をきたさない範囲で最も経済的な方法により施設いたします。

b 電線路を単独に新設する場合は、原則として１回線といたします。

（ロ） 支持物の種類

a 支持物には、鉄筋コンクリート柱または複合鉄筋コンクリート柱を使用いたします。

なお、鉄筋コンクリート柱または複合鉄筋コンクリート柱の使用区分については、法令および周囲の状況を考慮して、技術上、経済上適当なものを選定いたします。

b　鉄筋コンクリート柱または複合鉄筋コンクリート柱を使用することが技術上、経済上適当でない場合は、他の支持物を使用いたします。

（ハ）　標準径間

標準径間は、次のとおりといたします。

施設場所	標準径間（メートル）
市　街　地	40
そ　の　他	50

（ニ）　支持物の長さ

支持物には、装柱、取付機器、地上高および他の工作物との離隔等を考慮して、必要な長さのものを使用いたします。

（ホ）　が い し

がいしには、次のものを使用いたします。

使用箇所 / 電圧	通り箇所	引留箇所
高　　圧	高圧ピンがいし	高圧耐張がいし
低　　圧	低圧ピンがいし 低圧引留がいし	低圧引留がいし
低圧引込み	低圧引留がいし 引込用バインドレスがいし	

（ヘ）　装　　柱

支持物の装柱は、水平式または垂直式のうち、いずれか技術上、経済上適当なものといたします。ただし、付近の樹木や建物等の状況によっては、他の装柱とすることがあります。

（ト）　付属材料の種類

a　電線の支持には、垂直配列用の腕金等、装柱に応じた支持金物を使

用いたします。

b　支持物には、必要に応じて支線、支線柱または支柱を取り付けます。

c　変圧器の１次側に使用する開閉器には、高圧カットアウトを使用いたします。

（チ）　電線の種類、太さおよび許容電流

a　電線および引込線には、絶縁電線を使用いたします。ただし、低圧電線には、多心型電線を使用することがあります。

b　電線の太さは、常時許容電流、短時間許容電流、短絡時許容電流、電圧降下および機械的強度を考慮して、次の中から選定いたします。ただし、技術上、経済上適当でない場合は、架空ケーブル等、他の適当な電線を使用することがあります。

（単位：アンペア）

種類および太さ			低圧絶縁電線			多心型電線		高圧絶縁電線	
			引込用ビニル絶縁電線		屋外用ビニル絶縁電線	屋外用アルミ導体多心ポリエチレン電線		ポリエチレン電線	架橋ポリエチレン電線
			２コより	３コより		３心	４心		
硬銅線	単線	2.6ミリメートル	38(平形)	34	－	－	－	－	－
		3.2　〃	50(平形)	44	－	－	－	－	－
	より線	14平方ミリメートル	70	62	－	－	－	－	－
		22　〃	92	80	－	－	－	－	－
		38　〃	130	113	－	－	－	－	－
		60　〃	174	152	－	－	－	－	－
アルミより線	鋼心	25　〃	－	－	64	－	－	95	125
		58　〃	－	－	99	－	－	160	205
	硬＋鋼心	55　〃	－	－	－	140	115	－	－
	硬	200　〃	－	－	－	－	－	350	455

c　高圧引下線には、高圧引下用絶縁電線を使用いたします。

（リ）　柱上変圧器の容量

柱上変圧器の容量は、次の中から、負荷の実情を考慮して、当社が通常使用しているものを選定いたします。

なお、３相電力負荷に対しては、単相変圧器２台をＶ結線で使用することを標準といたします。

容量（キロボルトアンペア）
５、10、20、30、50、100

（ヌ）　開閉器の施設

高圧電線路には、保守上必要な箇所に区分開閉器を設置いたします。

（ル）　特殊地域の施設

a　塩じん害発生のおそれが多い地域に施設する電線路には、その規模に応じて耐塩じんがいし類、その他の耐塩じん構造の機材を使用した耐塩設備を施設いたします。

b　雷雨発生のおそれが多い地域に施設する電線路には、その程度に応じて避雷器等の耐雷設備を施設いたします。

c　雪害発生のおそれが多い地域に施設する電線路には、その程度に応じて耐雪設備を施設いたします。

d　強風発生のおそれが多い地域に施設する電線路には、その程度に応じて耐風設備を施設いたします。

ハ　地中電線路

（イ）　電線路の施設

a　電線路の施設方法は、管路式を標準といたします。ただし、次の場合は、直接埋設式または暗きょ式によることといたします。

（a）　直接埋設式

重量車両が通ることなく、かつ、再掘さくが他に支障のない構内

等に施設する場合

（b） 暗きょ式

当該線路を含めて相当多数のケーブルを同一場所等に施設する場合

b　電線路を新設する場合は、原則として１回線といたします。

（ロ） ケーブルの種類、太さおよび許容電流

a　ケーブルは、架橋ポリエチレン絶縁ビニルシースケーブルを標準といたします。

b　ケーブルの太さは、常時許容電流、短時間許容電流、短絡時許容電流、電圧降下、施設方法等を考慮して、技術上、経済上適当なものを次の中から選定いたします。

なお、ケーブルの許容電流は、日本電線工業会規格に準じた算定方法に施設条件を考慮して算定いたします。

電 圧 別	種　　類	太さ（平方ミリメートル）
高　　圧	架橋ポリエチレン絶縁ビニルシースケーブル	22、38、60、100、150、200、250、325、400
低　　圧		14、22、38、60、100、150、250

（ハ） 高圧機器（地上設置）、高圧キャビネットおよび低圧分岐箱の設置

a　高圧機器（地上設置）は、高圧電線路を分岐する場合、または高圧を低圧に変圧する場合に使用いたします。

b　高圧キャビネットは、高圧電線路からπ分岐し、地中引込みまたは引出しを行なう場合に使用いたします。

c　低圧分岐箱は、低圧電線路から地中引込線を分岐する場合に使用いたします。ただし、電線路の施設方法によっては、低圧電線路から低圧分岐箱を使用せずに受電または供給を行なう場合があります。

（２） 特別高圧電線路

イ　一般基準

（イ） 電圧降下の許容限度

電線路における電圧降下の許容限度は、次のとおりといたします。この場合の電線路とは、受電地点から受電地点に最も近い当社の発電所または変電所の引出口までおよび供給地点から供給地点に最も近い当社の発電所または変電所の引出口までといたします。

なお、既設の電線路を利用する場合、または他者と同時に供給設備を施設する場合は、他者の電圧降下および電圧変動を考慮して施設いたします。また、下表に定めのない電圧で受電または供給する場合は、下表に準ずるものといたします。

公称電圧（ボルト）	22,000	66,000	110,000
電圧降下の許容限度（ボルト）	2,000	6,000	10,000

（ロ） 経 過 地

電線路の起点または分岐点の位置および経過地は、地形その他を考慮して、保守および保安に支障のない範囲において電線路が最も経済的に施設できるよう選定いたします。

（ハ） 電線路の種類

電線路は、架空電線路を標準といたします。ただし、架空電線路とすることが法令上不可能な場合、または市街地、住宅地等で用地の確保が困難な場合、その他技術上、経済上適当でない場合は、地中電線路といたします。

（ニ） 施設方法

ａ　電線路を単独に新設する場合は、原則として１回線といたします。

ｂ　電源線（火力発電所から１次変電所に至る電線路）および主要幹線からの分岐は、原則として行ないません。また、当社以外の電気事業

者等が所有する設備からの引出しおよび分岐も、原則として行ないません。

c　１回線電線路からの分岐は、原則として１電線路につき１発電者または１需要者といたします。また、多回線電線路からの分岐は、既設電線路の保護方式および保守面を考慮した分岐といたします。

ロ　架空電線路

（イ）　電線路の施設

a　電線路は、単独の電線路の新設、他の架空電線路との併架、電線の張替え等のうち、電線路の保守または保安に支障をきたす場合および用地の確保が困難な場合を除き、最も経済的な方法により施設いたします。

b　他の架空電線路との併架の場合、電線架設順位は、原則として電圧の高いものを上部、電圧の低いものを下部といたします。

（ロ）　電線の種類、太さおよび許容電流

a　電線の種類は、アルミ覆鋼心アルミより線またはアルミ覆鋼心耐熱アルミ合金より線を標準といたします。ただし、機械的強度上とくに必要のある場合、腐食のおそれがある場合等特別の場合は、他の電線を使用することがあります。

b　22,000ボルト架空電線路において鉄塔以外の支持物を使用する場合の電線の種類は､原則として架橋ポリエチレン電線を標準といたします。

c　電線の太さは、次に示すものを標準とし、許容電流、瞬時許容電流等を考慮して必要最小限のものを使用いたします。ただし、他の電線路に併架する場合で、弛度の関係からやむをえないときは、他の電線と同じ太さのものを使用することがあります。

アルミ覆鋼心アルミより線（ACSR/AC）		アルミ覆鋼心耐熱アルミ合金より線（TACSR/AC）		架橋ポリエチレン電線（OC）	
公称断面積（平方ミリメートル）	許容電流（アンペア）	公称断面積（平方ミリメートル）	許容電流（アンペア）	公称断面積（平方ミリメートル）	許容電流（アンペア）
160	467	160	725	ACSR120	305
240	608	240	954	HAℓ200	455
330	729	330	1,153		
410	846	410	1,349		
610	1,059	610	1,706		
330×2	1,458	330×2	2,306		
410×2	1,692	410×2	2,698		

d　電線の許容電流は、電気学会技術報告第660号で推奨されている算定方法等に施設条件を考慮して算出いたします。

（ハ）　支持物の種類

a　支持物の種類は、原則として鉄塔を標準といたします。ただし、22,000ボルト架空電線路を施設する場合は、鉄筋コンクリート柱を使用することがあります。

b　施設場所の状況および関連施設との協調上、上記以外の適当な支持物を使用することがあります。

c　鉄塔および鉄柱の基礎は、コンクリート基礎を標準といたします。

（ニ）　標準径間

標準径間は、次のとおりといたします。

支持物の種類	標準径間（メートル）
鉄　塔	150～350
その他	50～150

（ホ） が い し

a　がいしは、250ミリメートル懸垂がいしを標準といたしますが、長幹がいし、ＬＰがいし、耐塩用がいしを使用することもあります。

b　250ミリメートル懸垂がいしの連結個数は、次のとおりといたします。長幹がいし、ＬＰがいしおよび耐塩用がいしを使用するときは、これに準じて施設いたします。ただし、他の電線路に併架する場合および分岐する場合は、既設の電線路の絶縁設計条件により、がいしの連結個数を増やすことがあります。

汚損区分		A	B	C	D	E
想定最大等価塩分付着密度 ミリグラム／平方センチメートル (250ミリメートル懸垂がいし)		0.063	0.125	0.250	0.500	海岸のごく近傍（海水のしぶきが直接かかる場合）
海岸からの概略の距離	台風に対し	50キロメートル以上（一般地域）	10～50キロメートル	3～10キロメートル	0～3キロメートル	海岸の地形構造により0～500メートル
	季節風に対し	10キロメートル以上（一般地域）	3～10キロメートル	1～3キロメートル	0～1キロメートル	同上 0～300メートル
発煙源からの距離	工場地域に対し		工場地域周辺の比較的軽度の塩じん害地域	工場地域の中心部		
がいし連結個数	22,000ボルト	2～3	2～3	2～3	2～3	3～4
	66,000ボルト	5	5	6	6	7
	110,000ボルト	9	9	9	10	11

（ヘ） 装柱その他

a　支持物の装柱は、電圧、電線の種類および太さならびに地形的条件等を考慮して経済的な設計を行ないます。

b　塩じん害地区、多雪地区等で特殊な装柱を必要とする場合には、そ

の条件が満たされる範囲で最も経済的な設計といたします。

c　絶縁間隔の基準は、次のとおりといたします。

なお、66,000ボルト、110,000ボルトは、アークホーン付きの場合を示します。

電圧（ボルト）	22,000	66,000	110,000
標準絶縁間隔（ミリメートル）	350	650	1,150
最小絶縁間隔（ミリメートル）	150	450	750
ジャンパー線と腕金との間隔（ミリメートル）	450	800	1,400

（ト）　架空電線の地表上の高さ

a　電線の最低地表上の高さは、電圧22,000ボルト以下の場合は５メートル、電圧66,000ボルト以上の場合は６メートルを標準といたします。

b　電線路付近に建造物があるかまたはその建設が予想される地域、道路横断箇所およびその他保安上必要と認められる場合は、標準値に必要な高さを加算した値といたします。

（チ）　アークホーン、アーマロッドの施設

がいし装置には、必要によりアークホーン、アーマロッドを施設いたします。

（リ）　架空地線の施設

a　鉄塔、鉄柱の電線路には、原則として、その電線路の設計条件にもとづいて電力線と協調のとれた架空地線を１条または２条施設いたします。

b　架空地線が腐食のおそれがある箇所または電磁誘導障害の箇所に施設する場合には、他の種類の電線を使用することがあります。

c　接地抵抗の高い支持物には、逆せん絡を防止するため埋設地線および接地棒等を施設いたします。

（ヌ） そ の 他

a　搬送波の重畳されている電線路から分岐して電線路を施設する場合は、搬送波を阻止するためにライントラップを施設いたします。

b　分岐箇所で、電線路の保守ならびに系統運用上必要な場合等には、開閉型端子または開閉器を施設いたします。

c　分岐箇所には、故障区間検出装置を施設することがあります。

ハ　地中電線路

（イ） 電線路の施設

電線路の施設方法は、管路式を標準といたします。

（ロ） ケーブルの種類および太さ

a　ケーブルの種類は、ＣＶケーブルを標準といたします。

b　ケーブルの太さは、次に示すものを標準とし、許容電流、瞬時許容電流および電圧降下等を考慮して、必要最小限のものを使用いたします。

電　圧	種　　類		公称断面積（平方ミリメートル）
22,000ボルト	CV	単心	600、800、1,000
		トリプレックス形	60、100、150、200、250、325、400
66,000ボルト	CV	単心	600、800、1,000
		トリプレックス形	200、400
110,000ボルト	CV	単心	800、1,200、1,600、2,000
		トリプレックス形	200、400

c　ケーブルの許容電流は、日本電線工業会規格の算定方法に準じ、施設条件を考慮して算定いたします。

d　ケーブルの施設条件により、防災処理ならびに防蟻処理を施すことがあります。

（ハ） 避雷器の施設

架空電線路に接続される地中電線路には、ケーブル保護のため、接続

部に避雷器を施設することがあります。

（３） 変電設備

イ　一般基準

電線路の当社側の引出設備は、その変電所の他の引出設備に準じて施設いたします。

なお、発電所から引き出す場合は、変電設備に準じて施設いたします。

ロ　結 線 法

結線は、高圧の場合は第１図、特別高圧の場合で、単母線のときは第２図、２重母線のときは第３図を標準といたします。

なお、線路側断路器の線路側に計器用変圧器および避雷器を施設する場合があります。

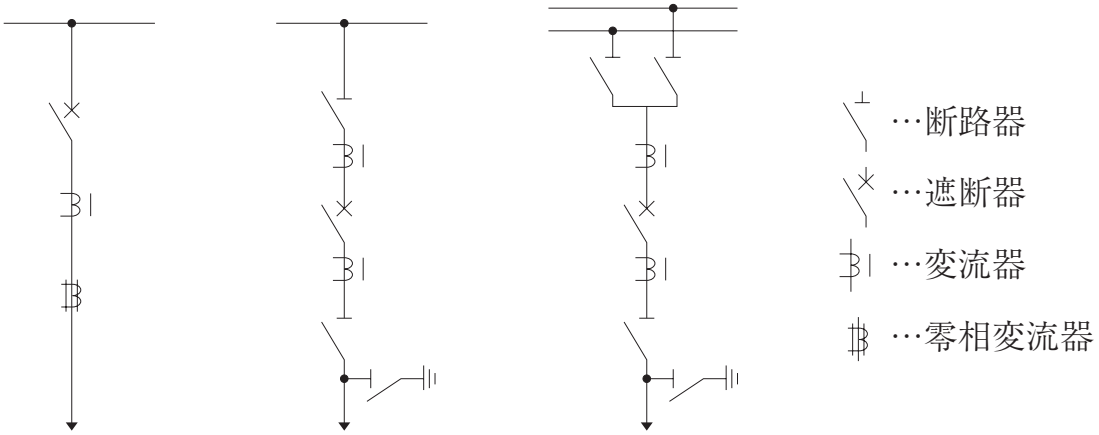

第１図　第２図　第３図

ハ　遮 断 器

（イ） 遮断器は、当社が一般的に使用しているものの中で、その回路電圧に応じ、最大負荷時の電流、現在の系統構成および将来の予想されている系統構成について計算した短絡電流から判断して、必要最小限のものを使用いたします。

（ロ） 短絡電流の算定に考慮する将来の系統構成は、５年から10年程度を目標といたします。

ニ　断 路 器

断路器は、当社で一般的に使用しているものの中で、その回路電圧に応じ、最大負荷時の電流およびその系統で必要な短時間電流から判断して、必要最小限のものを使用いたします。

ホ　変 流 器

変流器は、当社で一般的に使用しているものの中で、その回路電圧に応じ、最大負荷時の電流およびその系統で必要な短時間電流から判断して、必要最小限のものを使用いたします。

ヘ　配 電 盤

配電盤には、原則として電流計および遮断器操作用開閉器ならびに運転に必要な器具を取り付けます。また、必要に応じ、電力計、無効電力計、電力量計、無効電力量計および充電判定用計器等を取り付けます。

ト　保護装置

電線路で短絡または地絡を生じた場合に、自動的に電路を遮断するための必要な装置を施設いたします。

なお、原則として自動再閉路装置を施設いたします。

（4）　保安通信用電話設備

イ　一般基準

（イ）　高圧の場合は原則としてすべての発電者について施設し、特別高圧の場合は原則としてすべての発電者および需要者について施設いたします。

（ロ）　保安通信用電話設備の電話方式は、共電式を標準といたします。

（ハ）　回線数は、原則として１回線といたします。

ロ　伝送路設備

（イ）　伝送路設備は、下記の通信方式を標準とし、伝送情報の重要度ならびに経済性を考慮して、最適な組み合わせにより構成いたします。

ａ　通信ケーブル方式または通信ケーブル搬送方式

b　光ファイバケーブル方式または光ファイバケーブル搬送方式（光ファイバケーブルには光ファイバ複合架空地線〔以下「ＯＰＧＷ」といいます。〕を含みます。）

c　多重無線方式

（ロ）　通信ケーブル方式および通信ケーブル搬送方式

a　通信線路の施設

（ａ）　通信線路は、架空通信線路を標準といたします。ただし、架空通信線路とすることが法令上不可能な場合または技術上もしくは経済上やむをえない場合は、他の方法によります。

（ｂ）　架空通信線路は、使用電圧が22,000ボルトの架空電線路ならびに高低圧架空電線路への添架または他の架空通信線路への共架を標準といたします。ただし、技術上または経済上やむをえない場合は、独立通信線路といたします。

（ｃ）　地中通信線路の施設方法は、管路式を標準といたします。ただし、次の場合は、直接埋設式または暗きょ式によることといたします。

ｉ　直接埋設式

重量車両が通ることなく、かつ、再掘さくが他に支障のない構内等に施設する場合

ii　暗きょ式

当該線路を含めて相当多数のケーブルを同一場所等に施設する場合

b　経 過 地

通信線路の経過地は、地形その他を考慮して、保守および保安に支障のない範囲において通信線路が最も経済的に施設できるよう選定いたします。

c　保安装置

必要により保安装置を施設いたします。

d　搬送装置

搬送装置を施設する場合は、伝送距離、必要回線数等の施設条件を考慮して、最適なものを施設いたします。

（ハ）　光ファイバケーブル方式および光ファイバケーブル搬送方式（光ファイバケーブルにはＯＰＧＷを含みます。）

a　通信線路の施設

（ａ）　通信線路は、架空通信線路（ＯＰＧＷを除きます。）を標準といたします。ただし、架空通信線路とすることが法令上不可能な場合または技術上もしくは経済上やむをえない場合は、他の方法によります。また、伝送情報の重要度を考慮して、ＯＰＧＷまたは地中通信線路により施設する場合があります。

（ｂ）　架空通信線路（ＯＰＧＷを除きます。）は、使用電圧が22,000ボルトの架空電線路ならびに高低圧架空電線路への添架または他の架空通信線路への共架を標準といたします。ただし、技術上または経済上やむをえない場合は、独立通信線路といたします。

（ｃ）　ＯＰＧＷは、（２）ロ（リ）に準じて施設いたします。

（ｄ）　地中通信線路の施設方法は､管路式を標準といたします。ただし、次の場合は、直接埋設式または暗きょ式によることといたします。

ｉ　直接埋設式

重量車両が通ることなく、かつ、再掘さくが他に支障のない構内等に施設する場合

ii　暗きょ式

当該線路を含めて相当多数のケーブルを同一場所等に施設する場合

b　経 過 地

通信線路の経過地は、地形その他を考慮して、保守および保安に支障のない範囲において通信線路が最も経済的に施設できるよう選定い

たします。

c　搬送装置

搬送装置を施設する場合は、伝送距離、必要回線数等の施設条件を考慮して、最適なものを施設いたします。

（ニ）　多重無線方式

a　多重無線装置（空中線系を含みます。）

多重無線装置は、伝送距離、必要回線数等の施設条件を考慮して、最適なものを施設いたします。

b　空中線支持物

電波伝搬路を確保するために、必要最小限の高さの支持物を施設いたします。

c　反 射 板

電波伝搬路の経路構成上必要な場合は、反射板を施設いたします。

d　搬送装置

搬送装置は、必要回線数に応じて最適なものを選定して施設いたします。

（５）　系統保護装置用通信設備

イ　一般基準

（イ）　当社と発電者または需要者との間に通信回線を必要とする系統保護装置を適用する場合があります。

（ロ）　系統保護装置のために使用する通信回線には高信頼度と所要の伝送特性が要求されるため自営の電気通信設備とし、伝送路媒体は、マイクロ波無線または光ファイバケーブル（ＯＰＧＷを含みます。）による構成といたします。

（ハ）　通信回線は、原則として１系列、１ルート構成といたします。ただし、系統保護装置の動作信頼度を確保するため、２系列、２ルート構成とする場合があります。

ロ　伝送路設備

伝送路設備については、（４）に準じます。

（６）　給電情報伝送装置

イ　一般基準

（イ）　給電情報伝送装置の伝送方式は、サイクリック伝送方式を標準といたします。

（ロ）　伝送路は、原則として１ルートといたします。

ロ　伝送路設備

伝送路設備については、（４）に準じます。

（７）　そ の 他

この標準設計に定めのない場合は、技術基準その他の関係法令等にもとづき技術上適当と認められる設計によるものといたします。この場合には、その設計を標準設計といたします。

別　　冊　　I

系 統 連 系 技 術 要 件

（低　　圧）

Ⅰ　総　　則

１　目　　的

この系統連系技術要件（以下「この要件」といいます。）は、託送供給等約款８（契約の要件）（１）ニまたは（２）ハにもとづき、電力品質確保に係る系統連系技術要件ガイドラインその他のルール等を踏まえ、発電者または事業場所内の発電設備および蓄電池（以下「発電設備等」といいます。）ならびに需要者または事業場所内の電気設備を当社の電力系統（以下「系統」といいます。）に電気的に接続（以下「連系」といいます。）するにあたり、必要となる技術要件を示したものです。

２　適用の範囲

この要件は、発電者の発電設備等および需要設備または需要者の需要設備を系統に連系する場合に適用いたします。既に系統に連系している発電設備等であっても、当該設備等のリプレース時やパワーコンディショナー等の装置切替時、または系統運用に支障をきたすおそれがある場合（リレー整定値等の設定変更必要時等）には、この要件を適用いたします。また、需要者が需要場所内において発電設備等を系統に連系する場合または契約者が事業場所内の発電設備等もしくは需要設備を系統に連系する場合についても、この要件を適用いたします。

（１）　Ⅱ（発電者の発電設備等の連系に必要な技術要件）に定める技術要件は、発電者の発電設備等を当社の低圧電線路と連系する場合に適用いたします。

（２）　Ⅲ（需要者の電気設備の連系に必要な技術要件）に定める技術要件は、発電者および需要者の電気設備を当社の低圧電線路と連系する場合に適用いたします。

３　協　　議

この要件は、系統連系に関する技術要件であり、実際の連系にあたっては、この要件に定めのない事項も含め、個別に協議させていただきます。

Ⅱ　発電者の発電設備等の連系に必要な技術要件

１　電気方式

発電設備等の電気方式は、次の場合を除き、連系する系統の電気方式（交流単相２線式・単相３線式・三相３線式・三相４線式）と同一としていただきます。

（１）　最大使用電力に比べて発電設備等の容量が非常に小さく、相間の不平衡による影響が実態上問題とならない場合

（２）　単相３線式の系統に単相２線式200Ｖの発電設備等を連系する場合に、受電地点の遮断器を開放したときなどに負荷の不平衡により生じる過電圧に対して逆変換装置を停止する対策、または発電設備等を解列する対策を行なう場合

２　運転可能周波数・並列時許容周波数

（１）　運転可能周波数

発電設備等の連続運転可能周波数および運転可能周波数は、次のとおりとしていただきます。

連続運転可能周波数：58.2Hzをこえ61.0Hz以下

運転可能周波数：57.0Hz以上61.8Hz以下

なお、周波数低下時の運転継続時間は、58.2Hzでは10分程度以上、57.6Hzでは１分程度以上としていただきます。また､周波数低下リレーの整定値は、原則として、事故時運転継続要件（以下「ＦＲＴ要件」といいます。）の適用を受ける発電設備等の検出レベルは57.0Hz、それ以外は58.2Hzとし、検出時限は自動再閉路時間と協調が取れる範囲の最大値としていただきます（協調が取れる範囲の最大値：２秒)。

ただし、逆変換装置を用いた発電設備等でＦＲＴ要件非適用の設備については、これによりません。

（２） 並列時許容周波数

系統周波数を適正値に維持する必要があるため、並列時の周波数は並列時許容周波数以内としていただきます。

なお、並列時許容周波数は、標準周波数＋0.1Hz以下（設定可能範囲：標準周波数＋0.1 ～＋1.0Hz）とします。ただし、離島等系統固有の事由等により個別に協議させていただく場合があります。

３ 力　　率

発電者の受電地点における力率は、連系する系統の電圧を適切に維持するため、原則として系統側からみて遅れ力率85％以上とするとともに、進み力率とならないようにしていただきます。

なお、電圧上昇を防止する上でやむをえない場合には、受電地点の力率を系統側からみて遅れ力率80％まで制御できるものといたします。

４ 高 調 波

逆変換装置（二次励磁発電機の系統側変換装置を含みます。）を用いた発電設備等を設置する場合は、逆変換装置本体（フィルターを含みます。）の高調波流出電流を総合電流歪率５％、各次電流歪率３％以下としていただきます。また、その他の高調波発生機器を用いた電気設備を設置する場合には、Ⅲ（需要者の電気設備の連系に必要な技術要件）に準じた対策を実施していただきます。

５ 需給バランス制約による発電設備等の出力の抑制

逆潮流のある発電設備等のうち、太陽光発電設備および風力発電設備ならびに蓄電池には、当社の求めに応じて、当社からの遠隔制御により０％から100％の範囲（１％刻み）で出力（自家消費分を除くことも可能とします。）の抑制ができる機能を有する逆変換装置やその他必要な設備を設置する等の対策を実施していただきます。

なお、ウィンドファームとしての運用がない風力発電所やウィンドファームコントローラがない風力発電所については、技術的制約を踏まえ、個別に協議させていただきます。

逆潮流のある火力発電設備およびバイオマス発電設備（ただし、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則（以下「再生可能エネルギー特別措置法施行規則」といいます。）に定める地域資源バイオマス発電設備であって、燃料貯蔵や技術に由来する制約等により出力の抑制が困難なものを除きます。）は、発電出力を技術的に合理的な範囲で最大限抑制し、その最低出力を発電端の定格出力に対して、火力発電設備（混焼バイオマス発電設備を含みます。）については多くとも30％以下、バイオマス発電設備については多くとも50％以下に抑制するために必要な機能を具備していただきます。

なお、停止による対応も可能とします。また、自家消費を主な目的とした発電設備等については、個別の事情を踏まえ対策の内容を協議させていただきます。

実証設備の実証期間中の扱いについては、技術的制約を踏まえ個別に協議させていただき、実証期間終了後は、再協議させていただきます。

6　送電容量制約による発電設備等の出力の抑制

逆潮流のある発電設備等のうち10kW以上の設備には、当社の求めに応じて、当社からの遠隔制御により、送電容量制約による出力の抑制ができる機能を有する装置やその他必要な装置を設置する等の対策を実施していただきます。

7　不要解列の防止

（1）　保護協調

発電設備等の故障または系統の事故時に、事故の除去、事故範囲の局限化等を行なうために、次の考え方にもとづいて、保護協調を図ることを目的に、適正な保護装置を設置していただきます。

なお、構内設備の故障に対しては、Ⅲ（需要者の電気設備の連系に必要な

技術要件）に準じた対策を実施していただきます。

イ　発電設備等の異常および故障に対しては、確実に検出・除去し、連系する系統に事故を波及させないために、発電設備等を即時に解列すること。

ロ　連系する系統の事故に対しては、迅速かつ確実に、発電設備等が解列すること。

ハ　上位系統事故時など、連系する系統の電源が喪失した場合にも発電設備等が高速に解列し、一般需要家を含むいかなる部分系統においても単独運転が生じないこと。

ニ　事故時の再閉路時に、発電設備等が連系する系統から確実に解列されていること。

ホ　連系する系統以外の事故時には、発電設備等は解列しないこと。

（２）　事故時運転継続

系統事故による広範囲の瞬時電圧低下や周波数変動等により、発電設備等の一斉解列や出力低下継続等が発生し、系統全体の電圧・周波数維持に大きな影響を与えることを防止するため、発電設備等の種別ごとに定められるＦＲＴ要件を満たしていただきます。

なお、満たすべきＦＲＴ要件は次のとおりとしていただきます。

発電設備等		電圧低下			周波数変動（運転継続）
		残電圧20%以上（運転継続）	残電圧20%未満（運転継続またはゲートブロック）	残電圧52%以上・位相変化41度以下（運転継続）	60Hz系統
単相	太陽光	・電圧低下継続時間1.0秒以下 ・電圧復帰後0.1秒以内に電圧低下前の出力の80%以上の出力まで復帰	・電圧低下継続時間1.0秒以下 ・電圧復帰後0.2秒以内に電圧低下前の出力の80%以上の出力まで復帰	・電圧低下継続時間1.0秒以下 ・電圧復帰後0.1秒以内に電圧低下前の出力の80%以上の出力まで復帰	・ステップ状に+1.0Hz、3サイクル間継続 ・ランプ上の±2Hz/s （周波数上限）61.8Hz （周波数下限）57.0Hz

単相	風　力		・電圧低下継続時間1.0秒以下 ・電圧復帰後1.0秒以内に電圧低下前の出力の80%以上の出力まで復帰	・電圧低下継続時間1.0秒以下 ・電圧復帰後1.0秒以内に電圧低下前の出力の80%以上の出力まで復帰	・電圧低下継続時間1.0秒以下 ・電圧復帰後1.0秒以内に電圧低下前の出力の80%以上の出力まで復帰	・ステップ状に+1.0Hz、3サイクル間継続 ・ランプ上の±2Hz/s （周波数上限）61.8Hz （周波数下限）57.0Hz
	蓄電池		・電圧低下継続時間1.0秒以下 ・電圧復帰後0.1秒以内に電圧低下前の出力の80%以上の出力まで復帰（RPRが設置される場合は出力電力特性とRPRの協調を図るため、0.4秒以内の復帰としてもよい。）	・電圧低下継続時間1.0秒以下 ・電圧復帰後1.0秒以内に電圧低下前の出力の80%以上の出力まで復帰	・電圧低下継続時間1.0秒以下 ・電圧復帰後0.1秒以内に電圧低下前の出力の80%以上の出力まで復帰（RPRが設置される場合は出力電力特性とRPRの協調を図るため、0.4秒以内の復帰としてもよい。）	・ステップ状に+1.0Hz、3サイクル間継続 ・ランプ上の±2Hz/s （周波数上限）61.8Hz （周波数下限）57.0Hz
	燃料電池		・電圧低下継続時間0.3秒以下 ・電圧復帰後1.0秒以内に電圧低下前の出力の80%以上の出力まで復帰	・電圧低下継続時間0.3秒以下 ・電圧復帰後1.0秒以内に電圧低下前の出力の80%以上の出力まで復帰	・電圧低下継続時間0.3秒以下 ・電圧復帰後1.0秒以内に電圧低下前の出力の80%以上の出力まで復帰	・ステップ状に+1.0Hz、3サイクル間継続 ・ランプ上の±2Hz/s （周波数上限）61.8Hz （周波数下限）57.0Hz
	ガスエンジン	単機出力2kW未満	・電圧低下継続時間0.3秒以下 ・電圧復帰後1.0秒以内に電圧低下前の出力の80%以上の出力まで復帰	・電圧低下継続時間0.3秒以下 ・電圧復帰後1.0秒以内に電圧低下前の出力の80%以上の出力まで復帰	・電圧低下継続時間0.3秒以下 ・電圧復帰後1.0秒以内に電圧低下前の出力の80%以上の出力まで復帰	・ステップ状に+1.0Hz、3サイクル間継続 ・ランプ上の±2Hz/s （周波数上限）61.8Hz （周波数下限）57.0Hz
		単機出力2kW以上10kW未満※				

単相	複数直流入力システム	太陽光＋蓄電池	・電圧低下継続時間1.0秒以下 ・電圧復帰後0.1秒以内に電圧低下前の出力の80%以上の出力まで復帰（RPRが設置される場合は出力電力特性とRPRの協調を図るため、0.4秒以内の復帰としてもよい。また、負荷追従制御（構内の負荷電力に応じて出力制御）状態にて復帰動作する場合は、出力復帰中の過渡的な逆潮流による蓄電池動作の停止を防止するため、0.4秒以内としてもよい。）	・電圧低下継続時間1.0秒以下 ・電圧復帰後1.0秒以内に電圧低下前の出力の80%以上の出力まで復帰	・電圧低下継続時間1.0秒以下 ・電圧復帰後0.1秒以内に電圧低下前の出力の80%以上の出力まで復帰（RPRが設置される場合は出力電力特性とRPRの協調を図るため、0.4秒以内の復帰としてもよい。また、負荷追従制御（構内の負荷電力に応じて出力制御）状態にて復帰動作する場合は、出力復帰中の過渡的な逆潮流による蓄電池動作の停止を防止するため、0.4秒以内としてもよい。）	・ステップ状に+1.0Hz、3サイクル間継続 ・ランプ上の±2Hz/s （周波数上限）61.8Hz （周波数下限）57.0Hz
	複数直流入力システム	燃料電池＋蓄電池 ガスエンジン＋蓄電池	・電圧低下継続時間0.3秒以下 ・電圧復帰後1.0秒以内に電圧低下前の出力の80%以上の出力まで復帰	・電圧低下継続時間0.3秒以下 ・電圧復帰後1.0秒以内に電圧低下前の出力の80%以上の出力まで復帰	・電圧低下継続時間0.3秒以下 ・電圧復帰後1.0秒以内に電圧低下前の出力の80%以上の出力まで復帰	・ステップ状に+1.0Hz、3サイクル間継続 ・ランプ上の±2Hz/s （周波数上限）61.8Hz （周波数下限）57.0Hz
三相	太陽光		高圧三相に準ずる	高圧三相に準ずる	高圧三相に準ずる	高圧三相に準ずる
	蓄電池					
	燃料電池					
	ガスエンジン					

三相	風　力	・電圧低下継続時間0.3秒以下 ・電圧復帰後1.0秒以内に電圧低下前の出力の80%以上の出力まで復帰	・電圧低下継続時間0.3秒以下 ・電圧復帰後1.0秒以内に電圧低下前の出力の80%以上の出力まで復帰	・電圧低下継続時間0.3秒以下 ・電圧復帰後1.0秒以内に電圧低下前の出力の80%以上の出力まで復帰	・ステップ状に+1.0Hz、3サイクル間継続 ・ランプ上の±2Hz/s （周波数上限）61.8Hz （周波数下限）57.0Hz

※発電機能を備えたガスエンジン（空調を主目的としたもの）を除きます。

ＦＲＴ要件のイメージ（太陽光発電設備を例に記載）

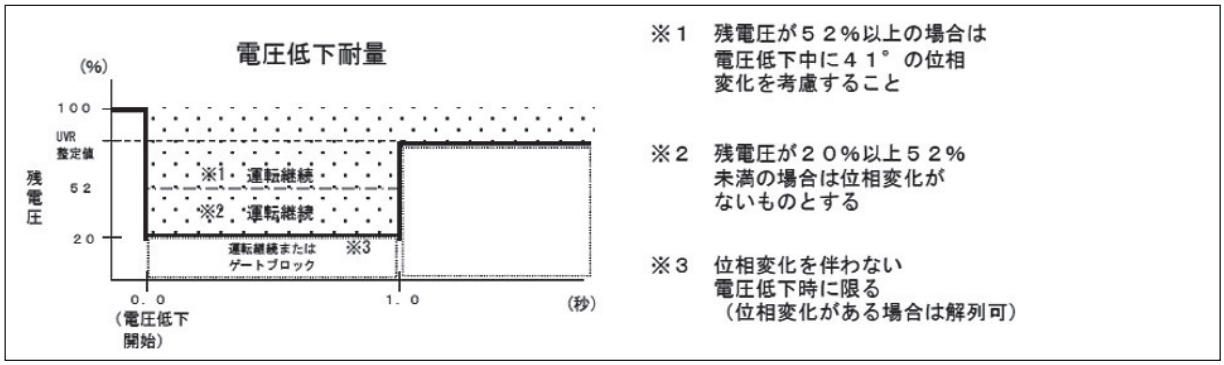

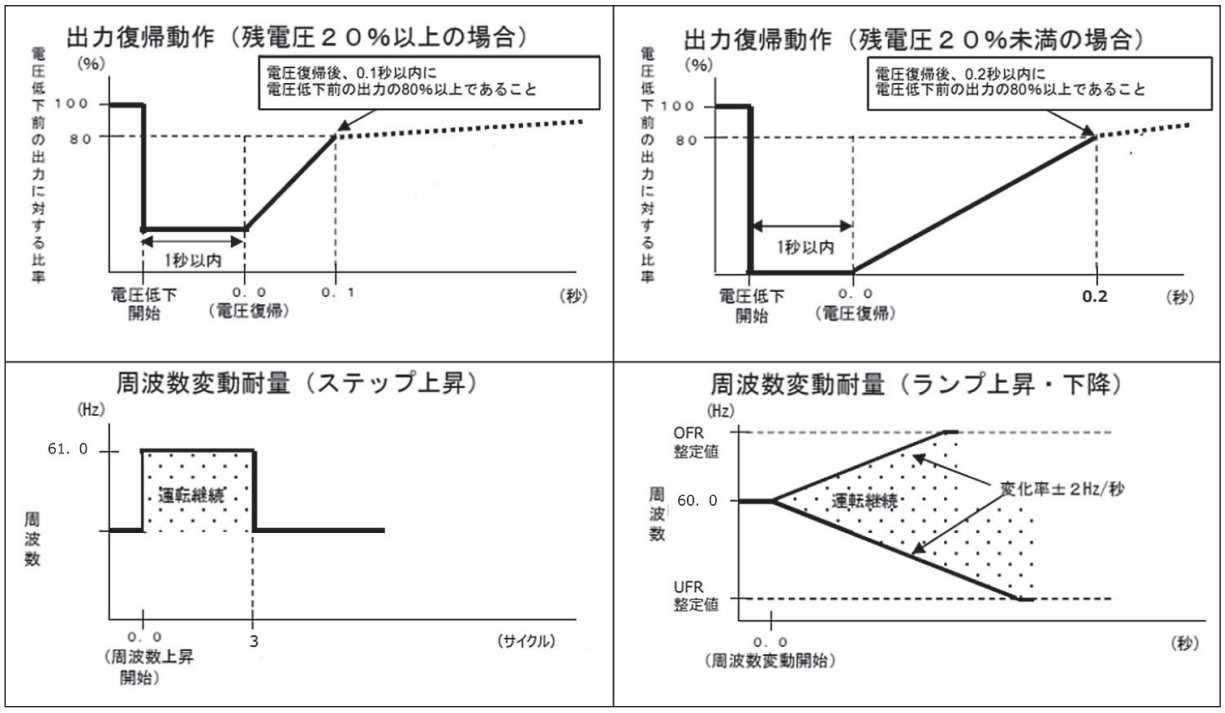

8　保護装置の設置

（1）　発電設備等故障対策

発電設備等故障時の系統保護のため、次に示す保護リレーを設置していただきます。ただし、発電設備等自体の保護装置により検出できる場合は省略できるものといたします。

イ　発電設備等の発電電圧が異常に上昇した場合に、これを検出し時限をもって解列するための過電圧リレーを設置すること。

ロ　発電設備等の発電電圧が異常に低下した場合に、これを検出し時限をもって解列するための不足電圧リレーを設置すること。

（2）　系統側短絡事故対策

連系する系統における短絡事故時の保護のため、次に示す保護リレーを設置していただきます。

イ　同期発電機の場合は、連系する系統における短絡事故を検出し、発電設備を解列するための短絡方向リレーを設置すること。ただし、発電設備の故障対策用不足電圧リレー、または過電流リレーにより、連系する系統の短絡事故が検出できる場合は、これで代用できる。

ロ　誘導発電機、二次励磁発電機または逆変換装置を用いた発電設備等の場合は、連系する系統の短絡事故時に発電設備等の電圧低下を検出し、発電設備等を解列するための不足電圧リレーを設置すること。

（3）　高低圧混触事故対策

連系する系統の高低圧混触事故を検出し、発電設備等を解列するための受動的方式等の単独運転検出機能を有する装置等を設置していただきます。

（4）　単独運転防止対策

単独運転防止のため、過電圧リレー、不足電圧リレー、周波数上昇リレー、周波数低下リレーおよび次のすべての条件を満たす受動的方式と能動的方式を組み合わせた単独運転検出機能を有する装置を設置していただきます。

なお、単独運転検出機能の整定値例は系統連系規程によります。

イ　連系する系統のインピーダンスや負荷状況等を考慮し、確実に単独運転を検出できること。

ロ　頻繁な不要解列を生じさせないこと。

ハ　能動信号は、系統への影響が実態上問題とならないこと。

9　保護装置の設置場所

保護リレーは、受電地点または故障の検出が可能な場所に設置していただきます。

10　解 列 箇 所

保護装置が動作した場合の解列箇所は、原則として、系統から発電設備等を解列することができる次のいずれかの箇所としていただきます。

なお、当社から解列箇所を指定させていただく場合があります。

（1）　機械的な解列箇所２箇所

（2）　機械的な解列箇所１箇所と逆変換装置のゲートブロック

（3）　発電設備等連絡用遮断器

11　保護リレーの設置相数

保護リレーの設置相数は次のとおりとしていただきます。

（1）　過電圧リレーは、単相２線式においては１相、単相３線式および三相３線式については２相に設置すること。なお、単相３線式では中性線と両電圧線間とすること。

（2）　不足電圧リレーおよび短絡方向リレーは、単相２線式においては１相、単相３線式においては２相､三相３線式については３相に設置すること。なお、単相３線式では中性線と両電圧線間とすること。

（3）　周波数上昇リレー、周波数低下リレーおよび逆電力リレーは、単相２線式、単相３線式および三相３線式について１相に設置すること。

（４） 逆充電検出の場合は、次のとおりとすること。

イ　不足電力リレーは、単相２線式においては１相、単相３線式においては２相、三相３線式については３相に設置すること。なお、単相３線式では中性線と両電圧線間、三相３線式では単相負荷がなければ三相電力の合計とできる。

ロ　不足電圧リレーは、単相２線式においては１相、単相３線式および三相３線式については２相に設置すること。なお、単相３線式では中性線と両電圧線間とすること。

12　発電機運転制御装置の付加

火力発電設備およびコージェネレーション（ガスタービン・ガスエンジンを採用したコージェネレーションを除きます。）は、周波数58.8Hzまでは発電機出力を低下しない、周波数58.8Hz以下については、1.2Hz低下するごとに５％以内の出力低下に抑える、または、一度出力低下しても回復する機能もしくは装置を具備していただきます。

なお、周波数変動に鋭敏な負荷設備や、構内設備（発電用所内電源を除きます。）への電源供給維持のため、自立運転に移行する必要がある自家用発電設備等については、対策内容を協議させていただきます。

13　接地方式

接地方式は、連系する系統に適合した方式としていただきます。

14　直流流出防止変圧器の設置

逆変換装置を用いて発電設備等を連系する場合は、逆変換装置から直流が系統へ流出することを防止するために、受電地点と逆変換装置との間に変圧器（単巻変圧器を除きます。）を設置していただきます。

ただし、次のすべての条件に適合する場合は、変圧器の設置を省略すること

ができます。

（１） 逆変換装置の交流出力側で直流を検出し、交流出力を停止する機能を有すること。

（２） 逆変換装置の直流回路が非接地であること、または逆変換装置に高周波変圧器を用いていること。

なお、設置する変圧器は、直流流出防止専用である必要はありません。

15 電 圧 変 動

（１） 常時電圧変動対策

連系する系統における低圧需要家の電圧を適正値（標準電圧100Vに対しては101±6V、標準電圧200Vに対しては202±20V）以内に維持する必要があります。なお、電圧規制点は構内負荷機器への影響を考慮し、原則として受電点とします。ただし、系統側の電圧が電圧上限値に近い場合、発電設備等からの逆潮流の制限により発電電力量が低下する場合は、当該発電設備等設置者以外の低圧需要家への供給電圧が適正値を逸脱するおそれがないことを条件として、電圧規制点を引込柱とします。発電設備等の逆潮流により低圧需要家の電圧が適正値を逸脱するおそれがあるときは、進相無効電力制御機能または出力制御機能により自動的に電圧を調整する対策を行なっていただきます。

なお、これにより対応できない場合は、配電線増強等の対策を行ないます。

また、発電設備等のパワーコンディショナーは逆潮流による電圧上昇を抑制する対策として、次に示す対策を行っていただきます。

イ 発電設備等のパワーコンディショナーに、適正電圧範囲内で常に一定の力率【80%～100%（１％刻み)】で進相運転を行う機能（力率一定制御）を有するものを用いること。

ロ 太陽光発電設備（複数直流入力の発電設備を含みます。）については、現時点における標準的な力率値95％に設定すること。ただし連系点の潮流

が順潮流状態の時は、力率を100%に制御してもよい。

なお､高圧配電線等の系統状況により個別に力率値を指定する場合には、力率値を変更すること。

（２） 瞬時電圧変動対策

発電設備等の並解列時の瞬時電圧変動は常時電圧の10％以内とし、次に示す対策を行なっていただきます。

イ　同期発電機の場合は、制動巻線付きのもの（制動巻線を有しているものと同等以上の乱調防止効果を有する制動巻線付きでない同期発電機を含みます。）とするとともに自動同期検定装置を設置すること。

ロ　二次励磁制御巻線形誘導発電機を用いる場合は、自動同期検定機能を有するものを用いること。

ハ　誘導発電機を用いる場合で、並列時の瞬時電圧低下により系統の電圧が常時電圧から10％をこえて逸脱するおそれがあるときは、限流リアクトル等を設置すること。なお、これにより対応できない場合には、同期発電機を用いる等の対策を行なうこと。

ニ　自励式の逆変換装置を用いる場合は、自動的に同期が取れる機能を有するものを用いること。

ホ　他励式の逆変換装置を用いる場合で、並列時の瞬時電圧低下により系統の電圧が常時電圧から10％をこえて逸脱するおそれがあるときには、限流リアクトル等を設置すること。なお、これにより対応できない場合には、自励式の逆変換装置を用いること。

ヘ　発電設備等の出力変動や頻繁な並解列による電圧変動により他者に電圧フリッカ等の影響を及ぼすおそれがあるときには、その抑制対策を行なうこと。

（３） 電圧フリッカ対策

発電設備等を設置する場合は、発電設備等の頻繁な並解列や出力変動、単独運転検出機能（能動方式）による電圧フリッカにより適正値を逸脱するお

それがあるときは、次に示す電圧フリッカ対策等を行っていただきます。

イ　風力発電設備等の頻繁な並解列により電圧フリッカが適正値を逸脱するおそれがあるときには、静止型無効電力補償装置（以下「ＳＶＣ」といいます。）の設置やサイリスタ等によるソフトスタート機能を有する装置の設置、配電線の太線化等による系統インピーダンスの低減等の対策を行なうこと。

なお、これにより対応できない場合には、配電線の増強等を行なうか、専用線による連系とすること。

ロ　風力発電設備等の出力変動により電圧フリッカが適正値を逸脱するおそれがあるときには、ＳＶＣ等の設置や配電線の太線化等による系統インピーダンスの低減等の対策を行なうこと。

なお、これにより対応できない場合には、配電線の増強等を行なうか、専用線による連系とすること。

ハ　単独運転検出機能（能動的方式）による電圧フリッカにより適正値を逸脱するおそれがあるとき（新型能動的方式を具備する場合等）は、発生する電圧フリッカの電圧変動周期にかかわらず無効電力発振の予兆を検出して無効電力の注入を一時的に停止する機能を有する装置の設置等の対策を行なうこと。また、単独運転検出機能（能動的方式）による電圧フリッカにより、系統運用に支障が発生した場合または発生するおそれがある場合には、発電設備等設置者は当社と協議のうえ、単独運転検出に影響の無い範囲で、周波数フィードバックゲインや無効電力の注入量の上下限値の変更等により、配電線に注入する無効電力の注入量を低減する等の対策を講じること。

なお、ソフトウェア改修不可等で対応できない場合については、機器取替や対応時期等を含めて個別協議とする。

［対策要否の判定基準例］

受電点における電圧フリッカレベル（ΔV10）を0.45V以下（当該設備

のみの場合は、0.23V以下）に維持する。

16　短絡容量

発電設備等の連系により系統の短絡容量が他者の遮断器の遮断容量等を上回るおそれがある場合は、短絡電流を制限する装置（限流リアクトル等）を設置していただきます。

なお、これにより対応できない場合は、短絡容量対策について個別に検討・協議させていただきます。

17　過電流引き外し素子を有する遮断器の設置

単相３線式の電気方式に連系する場合であって、負荷の不平衡と発電設備等の逆潮流により中性線に負荷線以上の過電流が生じるおそれがあるときは、発電設備等および負荷設備等の並列点よりも系統側に、３極に過電流引き外し素子を有する遮断器を設置していただきます。

18　発電設備等の種類

逆潮流有りの連系とすることができる発電設備等は、逆変換装置を用いた発電設備等に限ります。ただし、逆変換装置を用いない場合でも、逆変換装置を用いた連系の場合と同等の単独運転検出及び解列ができ、他の需要家へ影響を及ぼすおそれが無い場合に限り、逆潮流有りの連系とすることができます。

19　サイバーセキュリティ対策

自家用電気工作物（発電事業の用に供するもの及び小規模事業用電気工作物を除きます。）に係る遠隔監視システム及び制御システムは、「自家用電気工作物に係るサイバーセキュリティの確保に関するガイドライン」に準拠した対策を講じていただきます。

上記以外の発電設備等については、サイバー攻撃による発電設備等の異常動

作を防止し、または発電設備等がサイバー攻撃を受けた場合にすみやかな異常の除去や影響範囲の局限化等を行なうために次のとおり、適切なサイバーセキュリティ対策を講じていただきます。

（1） 外部ネットワークや他ネットワークを通じた発電設備等の制御に係るシステムへの影響を最小化するための対策を講ずること。

（2） 発電設備等の制御に係るシステムに対して、マルウェアの侵入防止対策を講ずること。

（3） 発電者と当社との間で迅速かつ的確な情報連絡を行ない、すみやかに必要な措置を講ずるため、発電設備等に対して、セキュリティ管理責任者を設置するとともに、氏名および一般加入電話番号、または携帯電話番号を通知すること。

20 発電機諸元

当社の求めに応じて、次の諸元を提出していただきます（第３者認証機関発行の認証証明書による提供も可能といたします。）。

なお、必要に応じて、記載されていない諸元等、最新の諸元等を提供していただくことがあります。

電源種	設　備	諸　元
共　通	発電プラント	定格（定格容量、定格出力、台数、定格電圧）
		力率（定格、運転可能範囲）
		単線結線図、系統並解列箇所
	構内設備	高調波発生機器と高調波対策資料
		電圧フリッカの発生源と対策設備資料
	保護装置	設置要素
		設置場所
		設置相数
		解列箇所
		整定範囲
		整定値
		シーケンスブロック
逆変換装置	発電プラント制御装置	メーカ、型式
		単独運転検出方式、整定値
		逆変換装置の容量
		FRT要件の適用有無
風　力	発電プラント制御装置	蓄電池、ウィンドファームコントローラの有無
蓄電池	発電プラント	蓄電容量

Ⅲ　需要者の電気設備の連系に必要な技術要件

1　電 気 方 式

電気設備の電気方式は、連系する系統の電気方式（交流単相２線式・単相３線式・三相３線式・三相４線式）と同一としていただきます。

2　力率の保持

（1）　需要者は、需要場所において、電灯または小型機器を使用する供給地点の力率は、原則として、90％以上、その他の機器を使用する供給地点については85％以上に保持していただきます。

（2）　進相用コンデンサを取り付ける場合は、それぞれの電気機器ごとに取り付けていただきます。ただし、やむをえない事情によって、２以上の電気機器に対して一括して取り付ける場合は、進相用コンデンサの開放により、軽負荷時の力率が進み力率とならないようにしていただきます。

なお、進相用コンデンサは、託送供給等約款別表13（進相用コンデンサ取付容量基準）を基準として取り付けていただきます。

3　保護装置の設置

需要者は、次の原因で他者の電気の使用を妨害し、もしくは妨害するおそれがある場合、または当社もしくは他の電気事業者の電気工作物に支障を及ぼし、もしくは支障を及ぼすおそれがある場合には、必要な調整装置または保護装置を需要場所に施設していただくなどの対策を行なっていただきます。

（1）　負荷の特性によって各相間の負荷が著しく平衡を欠く場合

（2）　負荷の特性によって電圧または周波数が著しく変動する場合

（3）　負荷の特性によって波形に著しいひずみを生じる場合

（4）　著しい高周波または高調波を発生する場合

（5）　その他（1）、（2）、（3）または（4）に準ずる場合

別　　冊　　Ⅱ

系 統 連 系 技 術 要 件

(高　　圧)

Ⅰ　総　　則

1　目　　的

この系統連系技術要件（以下「この要件」といいます。）は、託送供給等約款８（契約の要件）（１）ニまたは（２）ハにもとづき、電力品質確保に係る系統連系技術要件ガイドラインその他のルール等を踏まえ、発電者または事業場所内の発電設備および蓄電池（以下「発電設備等」といいます。）ならびに需要者または事業場所内の電気設備を当社の電力系統（以下「系統」といいます。）に電気的に接続（以下「連系」といいます。）するにあたり、必要となる技術要件を示したものです。

2　適用の範囲

この要件は、発電者の発電設備等および需要設備または需要者の需要設備を系統に連系する場合に適用いたします。既に系統に連系している発電設備等であっても、当該設備等のリプレース時やパワーコンディショナー等の装置切替時、または系統運用に支障をきたすおそれがある場合（リレー整定値等の設定変更必要時等）には、この要件を適用いたします。また、需要者が需要場所内において発電設備等を系統に連系する場合または契約者が事業場所内の発電設備等もしくは需要設備を系統に連系する場合についても、この要件を適用いたします。

（１）　Ⅱ（発電者の発電設備等の連系に必要な技術要件）に定める技術要件は、発電者の発電設備等を当社の高圧電線路と連系する場合に適用いたします。事業場所内の発電設備等を当社の高圧電線路と連系する場合に適用する技術要件については、Ⅱ（発電者の発電設備等の連系に必要な技術要件）に準じ協議させていただきます。

（２）　Ⅲ（需要者の電気設備の連系に必要な技術要件）に定める技術要件は、発電者および需要者の電気設備を当社の高圧電線路と連系する場合に適用いた

します。事業場所内の電気設備を当社の高圧電線路と連系する場合に適用する技術要件については、Ⅲ（需要者の電気設備の連系に必要な技術要件）に準じ協議させていただきます。

なお、発電者および需要者が自家用発電設備等を系統に連系して使用する場合は、個別に協議させていただきます。

3　協　　議

この要件は、系統連系に関する技術要件であり、実際の連系にあたっては、この要件に定めのない事項も含め、個別に協議させていただきます。

Ⅱ　発電者の発電設備等の連系に必要な技術要件

１　電 気 方 式

発電設備等の電気方式は、最大使用電力に比べて発電設備等の容量が非常に小さく、相間の不平衡による影響が実態上問題とならない場合を除き、連系する系統の電気方式（交流三相３線式）と同一としていただきます。

２　運転可能周波数・並列時許容周波数

（１）　運転可能周波数

発電設備等の連続運転可能周波数および運転可能周波数は、次のとおりとしていただきます。

連続運転可能周波数：58.2Hzをこえ61.0Hz以下

運転可能周波数：57.0Hz以上61.8Hz以下

なお、周波数低下時の運転継続時間は、58.2Hzでは10分程度以上、57.6Hzでは１分程度以上としていただきます。また､周波数低下リレーの整定値は、原則として、ＦＲＴ要件の適用を受ける発電設備等の検出レベルは57.0Hz、それ以外は58.2Hzとし、検出時限は自動再閉路時間と協調が取れる範囲の最大値としていただきます（協調が取れる範囲の最大値：２秒)。

ただし、逆変換装置を用いた発電設備等でＦＲＴ要件非適用の設備については、これによりません。

（２）　並列時許容周波数

系統周波数を適正値に維持する必要があるため、並列時の周波数は並列時許容周波数以内としていただきます。

なお、並列時許容周波数は、標準周波数＋0.1Hz以下（設定可能範囲：標準周波数＋0.1 ～＋1.0Hz）とします。ただし、離島等系統固有の事由等により個別に協議させていただく場合があります。

３　力　　率

発電者の受電地点における力率は、連系する系統の電圧を適切に維持するため、原則として系統側からみて遅れ力率85％以上とするとともに、進み力率とならないようにしていただきます。

なお、電圧上昇を防止する上でやむをえない場合には、受電地点の力率を系統側からみて遅れ力率80％まで制御できるものといたします。

４　高　調　波

逆変換装置（二次励磁発電機の系統側変換装置を含みます。）を用いた発電設備等を設置する場合は、逆変換装置本体（フィルターを含みます。）の高調波流出電流を総合電流歪率５％、各次電流歪率３％以下としていただきます。また、その他の高調波発生機器を用いた電気設備を設置する場合には、Ⅲ（需要者の電気設備の連系に必要な技術要件）に準じた対策を実施していただきます。

５　需給バランス制約による発電設備等の出力抑制

逆潮流のある発電設備等のうち、太陽光発電設備および風力発電設備ならびに蓄電池には、当社の求めに応じて、当社からの遠隔制御により０％から100％の範囲（１％刻み）で出力（自家消費分を除くことも可能とします。）の抑制ができる機能を有する逆変換装置やその他必要な設備を設置する等の対策を実施していただきます。

なお、ウィンドファームとしての運用がない風力発電所やウィンドファームコントローラがない風力発電所については、技術的制約を踏まえ、個別に協議させていただきます。

逆潮流のある火力発電設備およびバイオマス発電設備（ただし、再生可能エネルギー特別措置法施行規則に定める地域資源バイオマス発電設備であって、燃料貯蔵や技術に由来する制約等により出力の抑制が困難なものを除きます。）

は、発電出力を技術的に合理的な範囲で最大限抑制し、その最低出力を発電端の定格出力に対して、火力発電設備（混焼バイオマス発電設備を含みます。）については多くとも30％以下、バイオマス発電設備については多くとも50％以下に抑制するために必要な機能を具備していただきます。

なお、停止による対応も可能とします。また、自家消費を主な目的とした発電設備等については、個別の事情を踏まえ対策の内容を協議させていただきます。

実証設備の実証期間中の扱いについては、技術的制約を踏まえ個別に協議させていただき、実証期間終了後は、再協議させていただきます。

6　送電容量制約による発電設備等の出力の抑制

逆潮流のある発電設備等には、当社の求めに応じて、当社からの遠隔制御により、送電容量制約による出力の抑制ができる機能を有する装置やその他必要な装置を設置する等の対策を実施していただきます。

7　不要解列の防止

（1）　保護協調

発電設備等の故障または系統の事故時に、事故の除去、事故範囲の局限化等を行なうために、次の考え方にもとづいて、保護協調を図ることを目的に適正な保護装置を設置していただきます。

なお、構内設備の故障に対しては、Ⅲ（需要者の電気設備の連系に必要な技術要件）に準じた対策を実施していただきます。

イ　発電設備等の異常および故障に対しては、確実に検出・除去し、連系する系統に事故を波及させないために、発電設備等を即時に解列すること。

ロ　連系する系統の事故に対しては、迅速かつ確実に、発電設備等が解列すること。

ハ　上位系統事故時など、連系する系統の電源が喪失した場合にも発電設備等が高速に解列し、一般需要家を含むいかなる部分系統においても単独運

転が生じないこと。

ニ　事故時の再閉路時に、発電設備等が連系する系統から確実に解列されていること。

ホ　連系する系統以外の事故時には、発電設備等は解列しないこと。

（２）　事故時運転継続

系統事故による広範囲の瞬時電圧低下や周波数変動等により、発電設備等の一斉解列や出力低下継続等が発生し、系統全体の電圧・周波数維持に大きな影響を与えることを防止するため、発電設備等の種別ごとに定められるＦＲＴ要件を満たしていただきます。

なお、満たすべきＦＲＴ要件は次のとおりとしていただきます。

<table>
<tr><td colspan="2" rowspan="3">発電設備等</td><td colspan="3">電圧低下</td><td rowspan="2">周波数変動
（運転継続）</td></tr>
<tr><td colspan="2">三相短絡を想定</td><td>二相短絡を想定</td></tr>
<tr><td>残電圧20%以上
（運転継続）</td><td>残電圧20%未満
（運転継続またはゲートブロック）</td><td>残電圧52%以上・位相変化41度以下（運転継続）</td><td>60Hz系統</td></tr>
<tr><td rowspan="5">単相</td><td>太陽光</td><td rowspan="5">低圧単相に準ずる</td><td rowspan="5">低圧単相に準ずる</td><td rowspan="5">低圧単相に準ずる</td><td rowspan="5">低圧単相に準ずる</td></tr>
<tr><td>風　力</td></tr>
<tr><td>蓄電池</td></tr>
<tr><td>燃料電池</td></tr>
<tr><td>ガスエンジン</td></tr>
<tr><td>三相</td><td>太陽光</td><td>・電圧低下継続時間0.3秒以下
・電圧復帰後0.1秒以内に電圧低下前の出力の80%以上の出力まで復帰</td><td>・電圧低下継続時間0.3秒以下
・電圧復帰後0.2秒以内に電圧低下前の出力の80%以上の出力まで復帰</td><td>・電圧低下継続時間0.3秒以下
・電圧復帰後0.1秒以内に電圧低下前の出力の80%以上の出力まで復帰</td><td>・ステップ状に+1.0Hz、３サイクル間継続
・ランプ上の±２Hz/s
（周波数上限）61.8Hz
（周波数下限）57.0Hz</td></tr>
</table>

三相	風　力	残電圧0%・継続時間0.15秒と残電圧90%・継続時間1.5秒を結ぶ直線以上の残電圧がある電圧低下に対しては運転を継続し、電圧復帰後1.0秒以内に電圧低下前の出力の80%以上の出力まで復帰			・ステップ状に+1.0Hz、3サイクル間継続 ・ランプ上の±2Hz/s （周波数上限）61.8Hz （周波数下限）57.0Hz
	蓄電池	・電圧低下継続時間0.3秒以下 ・電圧復帰後0.1秒以内に電圧低下前の出力の80%以上の出力まで復帰（RPRが設置される場合は出力電力特性とRPRの協調を図るため、0.4秒以内の復帰としてもよい。）	・電圧低下継続時間0.3秒以下 ・電圧復帰後1.0秒以内に電圧低下前の出力の80%以上の出力まで復帰	・電圧低下継続時間0.3秒以下 ・電圧復帰後0.1秒以内に電圧低下前の出力の80%以上の出力まで復帰（RPRが設置される場合は出力電力特性とRPRの協調を図るため、0.4秒以内の復帰としてもよい。）	・ステップ状に+1.0Hz、3サイクル間継続 ・ランプ上の±2Hz/s （周波数上限）61.8Hz （周波数下限）57.0Hz
	燃料電池※	・電圧低下継続時間0.3秒以下 ・電圧復帰後1.0秒以内に電圧低下前の出力の80%以上の出力まで復帰	・電圧低下継続時間0.3秒以下 ・電圧復帰後1.0秒以内に電圧低下前の出力の80%以上の出力まで復帰	・電圧低下継続時間0.3秒以下 ・電圧復帰後1.0秒以内に電圧低下前の出力の80%以上の出力まで復帰	・ステップ状に+1.0Hz、3サイクル間継続 ・ランプ上の±2Hz/s （周波数上限）61.8Hz （周波数下限）57.0Hz
	ガスエンジン（単機出力35kW以下）	・電圧低下継続時間0.3秒以下 ・電圧復帰後1.0秒以内に電圧低下前の出力の80%以上の出力まで復帰	・電圧低下継続時間0.3秒以下 ・電圧復帰後1.0秒以内に電圧低下前の出力の80%以上の出力まで復帰	・電圧低下継続時間0.3秒以下 ・電圧復帰後1.0秒以内に電圧低下前の出力の80%以上の出力まで復帰	・ステップ状に+1.0Hz、3サイクル間継続 ・ランプ上の±2Hz/s （周波数上限）61.8Hz （周波数下限）57.0Hz

※燃料電池にマイクロガスタービンを組み合わせた発電設備を除きます。

ＦＲＴ要件のイメージ（太陽光発電設備を例に記載）

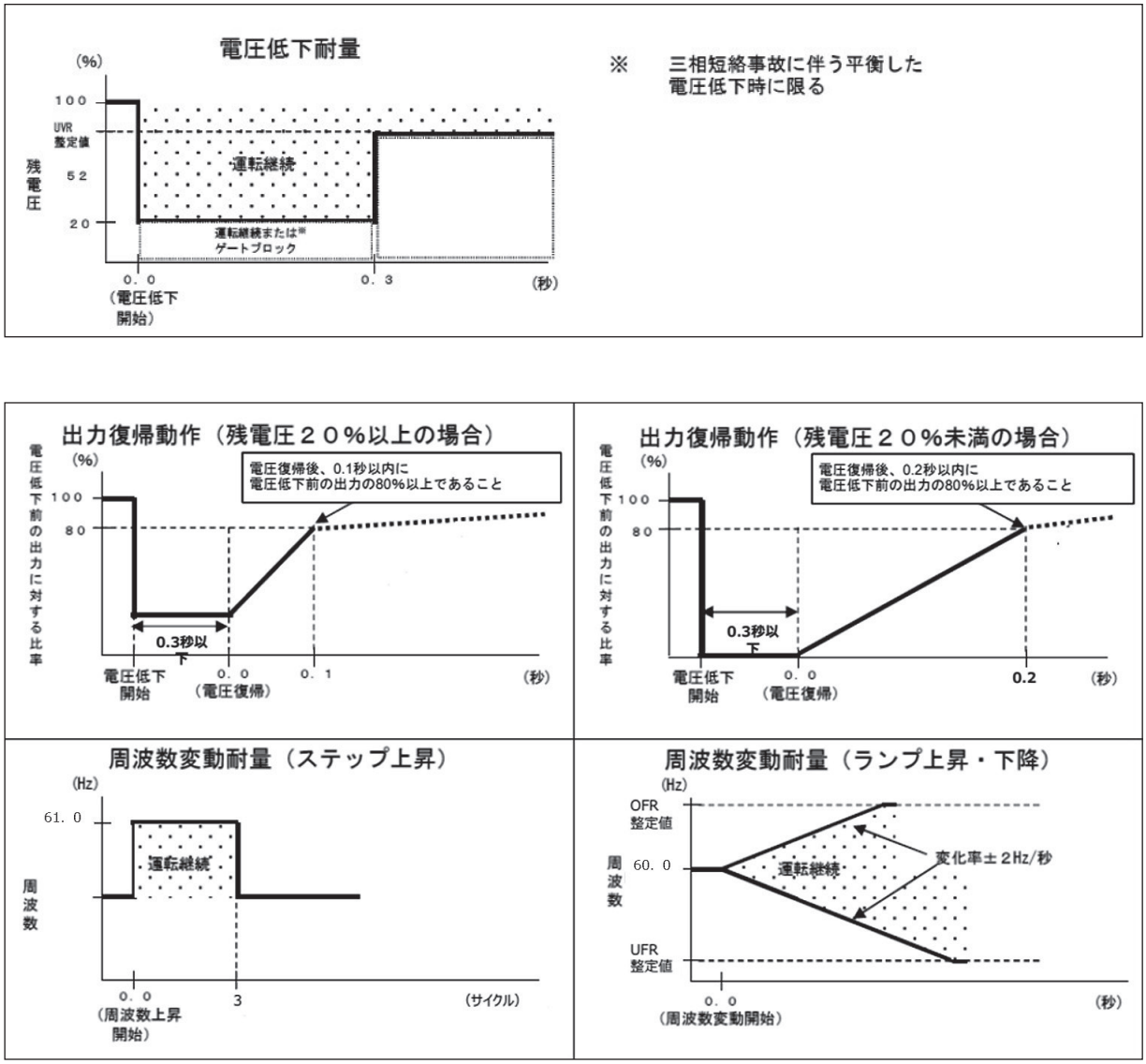

８　保護装置の設置

（１）　発電設備等故障対策

発電設備等故障時の系統保護のため、次に示す保護リレーを設置していただきます。ただし、発電設備等自体の保護装置により検出できる場合は省略できるものといたします。

イ　発電設備等の発電電圧が異常に上昇した場合に、これを検出し時限をもって解列するための過電圧リレーを設置すること。

ロ　発電設備等の発電電圧が異常に低下した場合に、これを検出し時限をもって解列するための不足電圧リレーを設置すること。

（２）　系統側短絡事故対策

連系する系統における短絡事故時の保護のため、次に示す保護リレーを設置していただきます。

イ　同期発電機の場合は、連系する系統における短絡事故を検出し、発電設備を解列するための短絡方向リレーを設置すること。

ロ　誘導発電機、二次励磁発電機および逆変換装置を用いた発電設備等の場合は、連系する系統の短絡事故時に発電設備等の電圧低下を検出し、発電設備等を解列するための不足電圧リレーを設置すること。

（３）　系統側地絡事故対策

連系する系統における地絡事故時の保護のため、地絡過電圧リレーを設置していただきます。ただし､次のいずれかを満たす場合は､地絡過電圧リレーを省略できるものとします。

イ　発電設備等の引出口にある地絡過電圧リレーにより系統側地絡事故が検出できる場合

ロ　逆変換装置を用いた発電設備等が構内低圧線に連系する場合であって、その出力容量が受電電力の容量に比べて極めて小さい場合

ハ　逆変換装置を用いた発電設備等が構内低圧線に連系する場合であって、その出力容量が10kW以下の場合

（４）　逆潮流がある場合の単独運転防止対策

逆潮流がある場合、単独運転防止のため、発電設備等故障対策用の過電圧リレーおよび不足電圧リレーに加えて、周波数上昇リレーおよび周波数低下リレーを設置するとともに、転送遮断装置または次のすべての条件を満たす単独運転検出機能（能動的方式１方式以上を含みます。）を有する装置を設置していただきます。ただし、専用線の場合は、周波数上昇リレーを省略できるものとします。

なお、単独運転検出機能の整定値例は系統連系規程によります。

イ　連系する系統のインピーダンスや負荷状況等を考慮し、確実に単独運転を検出できること。

ロ　頻繁な不要解列を生じさせないこと。

ハ　能動信号は、系統への影響が実態上問題とならないこと。

（５）　逆潮流がない場合の単独運転防止対策

逆潮流がない場合、単独運転防止のため、逆電力リレーおよび周波数低下リレーを設置していただきます。ただし、専用線の場合であって、逆電力リレーまたは不足電力リレーにより単独運転を高速に検出できる場合は、周波数低下リレーを省略できるものとします。

なお、構内低圧線に連系する発電設備等において、その出力容量が受電電力の容量に比べて極めて小さく、単独運転検出機能（受動的方式および能動的方式それぞれ１方式以上を含みます。）を有する装置により高速に単独運転を検出し、発電設備等が停止、または解列する場合は、逆電力リレーを省略できるものといたします。

また、単独運転検出機能の整定値例は系統連系規程によります。

９　保護装置の設置場所

保護リレーは、受電地点または故障の検出が可能な場所に設置していただきます。

10　解 列 箇 所

保護装置が動作した場合の解列箇所は、原則として、系統から発電設備等を解列することができる次のいずれかの箇所としていただきます。

なお、当社から解列箇所を指定させていただく場合があります。

（１）　受電用遮断器

（２）　発電設備等出力端遮断器またはこれと同等の機能を有する装置

（３） 発電設備等連絡用遮断器

（４） 母線連絡用遮断器

また、解列にあたっては、発電設備等を電路から機械的に切り離すことができ、かつ、電気的にも完全な絶縁状態を保持しなければならないため、原則として、半導体のみで構成された電子スイッチを遮断装置として適用することはできません。

11 保護リレーの設置相数

保護リレーの設置相数は次のとおりとしていただきます。

（１） 地絡過電圧リレーは零相回路に設置すること。

（２） 過電圧リレー、周波数低下リレー、周波数上昇リレーおよび逆電力リレーは、１相設置とすること。

（３） 短絡方向リレーは、３相設置とすること。ただし、連系する系統と協調を図ることができる場合は、２相設置とすることができる。

（４） 不足電圧リレーは、３相設置とすること。ただし、短絡方向リレーと協調を図ることができる場合は、１相設置とすることができる。

（５） 不足電力リレーは、２相設置とすること。

12 発電機運転制御装置の付加

火力発電設備およびコージェネレーション（ガスタービン・ガスエンジンを採用したコージェネレーションを除きます。）は、周波数58.8Hzまでは発電機出力を低下しない、周波数58.8Hz以下については、1.2Hz低下するごとに５％以内の出力低下に抑える、または、一度出力低下しても回復する機能もしくは装置を具備していただきます。

なお、周波数変動に鋭敏な負荷設備や、構内設備（発電用所内電源を除きます。）への電源供給維持のため、自立運転に移行する必要がある自家用発電設備等については、対策内容を協議させていただきます。

13　自動負荷制限

発電設備等の脱落時等に連系する配電線や配電用変圧器等が過負荷になるおそれがある場合は、自動的に負荷を制限する対策を行なっていただきます。

14　線路無電圧確認装置の設置

発電設備等を連系する系統の再閉路時の事故防止のため、当該系統の配電用変電所の配電線引出口に線路無電圧確認装置を設置いたします。ただし、次のいずれかを満たす場合は、線路無電圧確認装置を省略できるものといたします。

（１）　専用線による連系であって、連系する系統の自動再閉路を必要としない場合

（２）　転送遮断装置および単独運転検出機能（能動的方式に限ります。）を有する装置を設置し、かつ、それぞれが別の遮断器により連系を遮断できる場合

（３）　２方式以上の単独運転検出機能（能動的方式１方式以上を含むものに限ります。）を有する装置を設置し、かつ、それぞれが別の遮断器により連系を遮断できる場合

（４）　単独運転検出機能（能動的方式に限ります。）を有する装置および整定値が発電設備等の運転中における配電線の最低負荷より小さい逆電力リレーを設置し、かつ、それぞれが別の遮断器により連系を遮断できる場合

（５）　逆潮流がない場合であり、かつ、系統との連系に係わる保護リレー、計器用変流器、計器用変圧器、遮断器および制御用電源配線が２系列化されており、これらが互いにバックアップ可能となっている場合。ただし、２系列目の上記装置については、次のうちいずれか１方式以上を用いて簡素化を図ることができる。

イ　２系列の保護リレーのうち１系列は、不足電力リレーのみとすることができる。

ロ　計器用変流器は、不足電力リレーを計器用変流器の末端に配置する場合、１系列目と２系列目を兼用できる。

ハ　計器用変圧器は、不足電圧リレーを計器用変圧器の末端に配置する場合、

１系列目と２系列目を兼用できる。

15　接 地 方 式

接地方式は、連系する系統に適合した方式としていただきます。

16　直流流出防止変圧器の設置

逆変換装置を用いて発電設備等を連系する場合は、逆変換装置から直流が系統へ流出することを防止するために、受電地点と逆変換装置との間に変圧器（単巻変圧器を除きます。）を設置していただきます。

ただし、次のすべての条件に適合する場合は、変圧器の設置を省略することができます。

（１）　逆変換装置の交流出力側で直流を検出し、交流出力を停止する機能を有すること。

（２）　逆変換装置の直流回路が非接地であること、または逆変換装置に高周波変圧器を用いていること。

なお、設置する変圧器は、直流流出防止専用である必要はありません。

17　電 圧 変 動

（１）　常時電圧変動対策

連系する系統における低圧需要家の電圧を適正値（標準電圧100Vに対しては101±6V、標準電圧200Vに対しては202±20V）以内に維持する必要があるため、発電設備等の解列による電圧低下や逆潮流による系統の電圧上昇等により適正値を逸脱するおそれがあるときは、次に示す電圧変動対策を行なっていただきます。

なお、これにより対応できない場合には、配電線新設による負荷分割等の配電線増強や専用線による連系を行なうなどの対策を行ないます。

イ　発電設備等の脱落等により低圧需要家の電圧が適正値を逸脱するおそれ

があるときには、自動的に負荷を制限すること。または、適正な電圧が維持できる範囲まで自動的に負荷を制限する自動負荷遮断装置を設置すること。

ロ　発電設備等の逆潮流により低圧需要家の電圧が適正値を逸脱するおそれがあるときには、自動的に電圧を調整すること。

また、受電点および発電端の力率は、協議により決定することとするが、高圧配電線等の系統状況により個別に力率値を指定する場合には、力率値を変更すること。

この自動電圧調整の手段としては、逆潮流電力の大きさや発電設備等の形式により、以下の４方式などから選択することとなる。

（イ）　発電設備等を一定の遅相で運転して、一定値以上の逆潮流が発生するときに力率改善用コンデンサ（一般には開放）で受電点の力率を所定力率に調整すること。

（ロ）　発電設備等を一定の進相で運転して、一定値以上の逆潮流が発生するときに力率改善用コンデンサで受電点の力率を所定力率に調整すること。

（ハ）　一定値以上の逆潮流が発生するときに、力率改善用コンデンサを一定値まで減じ、かつ発電設備等の無効電力出力を制御して受電点の力率を所定力率に調整すること。ただし、発電設備等の無効電力出力が限界値となる場合には、有効電力を減ずることで電圧上昇の抑制をするとともに受電点の力率を所定力率に調整すること。

（ニ）　PCSの力率一定制御【80%～100%（１%刻み)】(進相または遅相運転)又はSVCの制御などにより、受電点の力率を所定力率に調整すること。

（２）　瞬時電圧変動対策

発電設備等の並解列時の瞬時電圧変動は常時電圧の10%以内とし、次に示す対策を行なっていただきます。

イ　同期発電機の場合は、制動巻線付きのもの（制動巻線を有しているもの

と同等以上の乱調防止効果を有する制動巻線付きでない同期発電機を含みます。）とするとともに自動同期検定装置を設置すること。

ロ　二次励磁制御巻線形誘導発電機を用いる場合には、自動同期検定機能を有するものを用いること。

ハ　誘導発電機を用いる場合で、並列時の瞬時電圧低下により系統の電圧が常時電圧から10％をこえて逸脱するおそれがあるときは、限流リアクトル等を設置すること。なお、これにより対応できない場合には、同期発電機を用いる等の対策をすること。

ニ　自励式の逆変換装置を用いた発電設備等の場合は、自動的に同期が取れる機能を有するものを用いること。

ホ　他励式の逆変換装置を用いた発電設備等の場合で、並列時の瞬時電圧低下により系統の電圧が常時電圧から10％をこえて逸脱するおそれがあるときは、限流リアクトル等を設置すること。

ヘ　発電設備等の出力変動や頻繁な並解列による電圧変動により他者に電圧フリッカ等の影響を及ぼすおそれがあるときには、電圧変動の抑制や並解列の頻度を低減する対策を行なうこと。

ト　連系用変圧器加圧時の励磁突入電流による瞬時電圧低下により、系統の電圧が常時電圧から10％をこえて逸脱するおそれがあるときは、その抑制対策を行なうこと。

18　電圧フリッカ

発電設備等を設置する場合は、発電設備等の頻繁な並解列や出力変動、単独運転検出機能（能動方式）による電圧フリッカにより適正値を逸脱するおそれがあるときは、次に示す電圧フリッカ対策等を行っていただきます。

イ　風力発電設備等の頻繁な並解列により電圧フリッカが適正値を逸脱するおそれがあるときには、ＳＶＣの設置やサイリスタ等によるソフトスタート機能を有する装置の設置、配電線の太線化等による系統インピーダンス

の低減等の対策を行なうこと。

なお、これにより対応できない場合には、配電線の増強等を行なうか、専用線による連系とする。

ロ　風力発電設備等の出力変動により電圧フリッカが適正値を逸脱するおそれがあるときには、ＳＶＣ等の設置や配電線の太線化等による系統インピーダンスの低減等の対策を行なうこと。

なお、これにより対応できない場合には、配電線の増強等を行なうか、専用線による連系とする。

ハ　単独運転検出機能（能動的方式）による電圧フリッカにより適正値を逸脱するおそれがあるときは、系統や当該発電設備等設置者以外の者への悪影響がない範囲の能動信号の変動量や正帰還ゲインの大きさとすること。また、連系当初は許容できる範囲の能動信号であっても、将来の系統状況の変化や発電設備等の連系量増加等によって、配電線に注入する無効電力の注入量が過剰となり、連系当初は発振しない発電設備等も含め無効電力が発振し電圧フリッカが発生することがあるため、能動信号の変動量や正帰還ゲインの大きさを変更できる機構としておくこと。

また、単独運転検出機能（能動的方式）による電圧フリッカにより、系統運用に支障が発生した場合または発生するおそれがある場合には、発電設備等設置者は当社と協議のうえ、単独運転検出に影響の無い範囲で、能動信号の変動量や正帰還ゲインの大きさの変更等により、配電線に注入する無効電力の注入量を低減する等の対策を講じること。

なお、ソフトウェア改修不可等で対応できない場合については、機器取替や対応時期等を含めて個別協議とする。

[対策要否の判定基準例]

受電点における電圧フリッカレベル（ΔV10）を0.45V以下（当該設備のみの場合は、0.23V以下）に維持する。

19　短 絡 容 量

発電設備等の連系により系統の短絡容量が他者の遮断器の遮断容量等を上回るおそれがある場合は、短絡電流を制限する装置（限流リアクトル等）を設置していただきます。

なお、これにより対応できない場合は、短絡容量対策について個別に検討・協議させていただきます。

20　発電機定数・諸元

発電機並列時の短絡電流抑制対策等の面から、発電機定数を当社から指定させていただく場合があります。

また、当社の求めに応じて、次の諸元を提出していただきます（第３者認証機関発行の認証証明書による提供も可能といたします）。

なお、必要に応じて、記載されていない諸元等、最新の諸元等を提供していただくことがあります。

電源種	設　備	諸　元
共　通	発電プラント	定格（定格容量、定格出力、台数、定格電圧）
		最低出力
		所内負荷（定格、最低）
		力率（定格、運転可能範囲）
		運転可能周波数の範囲
		単線結線図、系統並解列箇所
	構内設備	自家消費電力の最大値、最小値
		総合負荷力率
		高調波発生機器と高調波対策資料
		電圧フリッカの発生源と対策設備資料
	受電用変圧器、連系用変圧器	定格（定格容量、定格電圧）
		インピーダンス（変圧器定格容量ベース）
		制御方式、整定値
	調相設備	定格（容量、台数）

共　通	遮断器	定格（遮断電流、遮断時間）
		自動同期検定装置の有無
	保護装置	設置要素
		設置場所
		設置相数
		解列箇所
		整定範囲
		整定値
		CT比、VT比
		シーケンスブロック
誘導機	発電プラント	拘束リアクタンス
		限流リアクトル容量
同期機	発電プラント	各種内部リアクタンス
		各種短絡時定数・開路時定数
		慣性定数（発電機＋タービン）
		制動巻線の有無
	制御装置	ガバナ系ブロック（調定率、GF幅、CV、ICVモデルを含む）
		励磁系ブロック（AVR、PSS、PSVR）
		FRT要件の適用有無
逆変換装置	発電プラント制御装置	メーカ、型式
		単独運転検出方式、整定値
		逆変換装置の容量
		通電電流制限値
		FRT要件の適用有無
風　力	発電プラント制御装置	発電機の出力特性
		出力変動対策の方法
		蓄電池、ウィンドファームコントローラの有無
蓄電池	発電プラント	蓄電容量
二次励磁機	発電プラント	拘束リアクタンス

21　昇圧用変圧器

短絡電流抑制対策や発電機並列時の電圧低下対策等の面から、昇圧用変圧器のインピーダンス等を当社から指定させていただく場合があります。

また、電圧タップ値等を指定させていただく場合があります。

22　連 絡 体 制

（1）　発電者の構内事故および系統側の事故等により、連系用遮断器が動作した場合等（サイバー攻撃により設備異常が発生し、または発生するおそれがある場合を含みます。）には、当社と発電者との間で迅速かつ的確な情報連絡を行ない、すみやかに必要な措置を講ずる必要があります。このため、当社と発電者の技術員駐在箇所等との間には、保安通信用電話設備を設置していただきます。

ただし、保安通信用電話設備は次のうちいずれかを用いることができます。

イ　専用保安通信用電話設備

ロ　電気通信事業者の専用回線電話

ハ　次の条件をすべて満たす場合においては、一般加入電話または携帯電話

（イ）　発電者側の交換機を介さず直接技術員との通話が可能な方式（交換機を介する代表番号方式ではなく、直接技術員駐在箇所へつながる単番方式）とし、発電設備等の保守監視場所に常時設置されていること。

（ロ）　話中の場合に割り込みが可能な方式（キャッチホン等）であること。

（ハ）　停電時においても通話可能なものであること。

（ニ）　災害時等において当社と連絡が取れない場合には、当社との連絡が取れるまでの間、発電設備等の解列または運転を停止するよう、保安規程上明記されていること。

（2）　当社に系統運用上必要な情報を提供していただきます。提供情報は、当社が必要と認めた都度提供していただきます。

23　バンク逆潮流の制限

配電用変電所のバンクにおいて逆潮流が発生すると、電力品質面および保護協調面で問題が生じるおそれがあることから、原則として逆潮流が生じないよう発電者で発電または放電出力を抑制していただきます。ただし、配電用変電所に保護装置等を設置することにより、電力品質面および保護協調面で問題が生じないよう対策を行なう場合はこの限りではありません。

24　サイバーセキュリティ対策

事業用電気工作物（発電事業の用に供するものに限ります。）は、電気事業法にもとづき、電力制御システムセキュリティガイドラインに準拠した対策を講じていただきます。

自家用電気工作物（発電事業の用に供するもの及び小規模事業用電気工作物を除きます。）に係る遠隔監視システム及び制御システムは、「自家用電気工作物に係るサイバーセキュリティの確保に関するガイドライン」に準拠した対策を講じていただきます。

上記以外の発電設備等については、サイバー攻撃による発電設備等の異常動作を防止し、または発電設備等がサイバー攻撃を受けた場合にすみやかな異常の除去や影響範囲の局限化等を行なうために次のとおり、適切なサイバーセキュリティ対策を講じていただきます。

（1）　外部ネットワークや他ネットワークを通じた発電設備等の制御に係るシステムへの影響を最小化するための対策を講ずること。

（2）　発電設備等の制御に係るシステムに対して、マルウェアの侵入防止対策を講ずること。

（3）　発電設備等に対して、セキュリティ管理責任者を設置すること。

Ⅲ　需要者の電気設備の連系に必要な技術要件

１　電 気 方 式

電気設備の電気方式は、連系する系統の電気方式（交流三相３線式）と同一としていただきます。

２　高　調　波

高調波発生機器を用いた電気設備を使用することにより、系統に高調波電流を流出する場合は、その高調波電流を抑制するため、次の要件にしたがっていただきます。

（１）　対象となる需要者

イ　対象となる需要者は、次に該当する需要者（以下「特定需要者」といいます。）といたします。

6.6kVの系統から受電する需要者であって、その施設する高調波発生機器の種類ごとの高調波発生率を考慮した容量（以下「等価容量」といいます。）の合計が50kVAをこえる需要者

ロ　イの等価容量を算出する場合に対象とする高調波発生機器は、300V以下の商用電源系統に接続して使用する定格電流20A ／相以下の電気・電子機器以外の機器といたします。

ハ　特定需要者が、ロに該当する高調波発生機器を新設、増設または更新する場合等に適用いたします。

なお、ロに該当する高調波発生機器を新設、増設または更新する等によって特定需要者に該当することになる場合においても適用いたします。

（２）　高調波流出電流の算出

特定需要者から系統に流出する高調波流出電流の算出は次によるものといたします。

イ　高調波流出電流は、高調波発生機器ごとの定格運転状態において発生す

る高調波電流を合計し、これに高調波発生機器の最大の稼働率を乗じたものといたします。

ロ　高調波流出電流は、高調波の次数ごとに合計するものといたします。

ハ　対象とする高調波の次数は40次以下といたします。

ニ　特定需要者の構内に高調波流出電流を低減する設備がある場合は、その低減効果を考慮することができるものといたします。

（３）　高調波流出電流の上限値

特定需要者から系統に流出する高調波流出電流の許容される上限値は、高調波の次数ごとに、次表に示す需要者の契約電力１キロワット当たりの高調波流出電流の上限値に当該需要者の契約電力（キロワット単位といたします。）を乗じた値といたします。

（４）　高調波流出電流の抑制対策の実施

特定需要者は、（２）の高調波流出電流が、（３）の高調波流出電流の上限値をこえる場合には、高調波流出電流を高調波流出電流の上限値以下となるよう必要な対策を行なっていただきます。

契約電力１kWあたりの高調波流出電流上限値

（単位：mA／kW）

連系電圧	5次	7次	11次	13次	17次	19次	23次	23次超過
6.6kV	3.5	2.5	1.6	1.3	1.0	0.90	0.76	0.70

３　電圧フリッカ

電気炉の設置等により、基準値をこえる電圧フリッカが発生する場合は、電力品質を維持確保するため必要な対策を行なっていただきます。

４　電圧変動対策

受電用変圧器加圧時の励磁突入電流による瞬時電圧低下により、系統の電圧が常時電圧から10% を超えて逸脱するおそれがあるときは、その抑制対策を

実施していただきます。

5　力率の保持

（1）　供給地点ごとの力率は、原則として85%以上に保持していただきます。

なお、軽負荷時には電圧上昇を防止するために系統側からみて進み力率とならないようにしていただきます。負荷変動により進み力率となる場合は、適当な調整装置を需要場所に施設していただくことがあります。

（2）　当社は、技術上必要がある場合には、進相用コンデンサの開閉をお願いすることがあります。

6　保護協調の目的

需要場所内の事故に対しては、この影響を連系された系統へ波及させないために、事故箇所を当該系統からすみやかに切り離していただきます。

7　保護装置の設置

（1）　需要場所内の短絡事故時の保護のため、過電流リレーを設置していただきます。ただし、過電流遮断装置として高圧限流ヒューズ（屋外に施設される場合で高圧非限流ヒューズを用いるものを含みます。）を用いる場合においては、この限りではありません。

（2）　需要場所内の地絡事故時の保護のため、地絡過電流リレーを設置していただきます。ただし、当該リレーが有効に機能しない場合には、地絡方向リレーを設置していただきます。

（3）　需要者の保護装置は、当社の保護装置と協調を図っていただきます。

8　保護装置の設置場所

保護リレーは、供給地点または故障の検出が可能な場所に設置していただきます。

９　遮 断 箇 所

遮断箇所は、系統から需要場所の需要設備を遮断することができ、かつ、事故を除去できる箇所としていただきます。

10　保護リレーの設置相数

保護リレーの設置相数は次のとおりとしていただきます。

（１）　地絡過電流リレーおよび地絡方向リレーは零相回路設置とすること。

（２）　過電流リレーは２相設置とすること。

11　提 供 情 報

当社に系統運用上必要な情報を提供していただきます。

12　サイバーセキュリティ対策

自家用電気工作物（発電事業の用に供するもの及び小規模事業用電気工作物を除きます。）に係る遠隔監視システム及び制御システムは、「自家用電気工作物に係るサイバーセキュリティの確保に関するガイドライン」に準拠した対策を講じていただきます。

別　　冊　　Ⅲ

系 統 連 系 技 術 要 件

（特別高圧）

Ⅰ　総　　則

1　目　　的

この系統連系技術要件（以下「この要件」といいます。）は、託送供給等約款８（契約の要件）（１）ニまたは（２）ハにもとづき、電力品質確保に係る系統連系技術要件ガイドラインその他のルール等を踏まえ、発電者または事業場所内の発電設備および蓄電池（以下「発電設備等」といいます。）ならびに需要者または事業場所内の電気設備を当社の電力系統（以下「系統」といいます。）に電気的に接続（以下「連系」といいます。）するにあたり、必要となる技術要件を示したものです。

2　適用の範囲

この要件は、発電者の発電設備等および需要設備または需要者の需要設備を系統に連系する場合に適用いたします。既に系統に連系している発電設備等であっても、当該設備等のリプレース時やパワーコンディショナー等の装置切替時、または系統運用に支障きたすおそれがある場合（リレー整定値等の設定変更必要時等）には、この要件を適用いたします。また、需要者が需要場所内において発電設備等を系統に連系する場合または契約者が事業場所内の発電設備等もしくは需要設備を系統に連系する場合についても、この要件を適用いたします。

（１）　Ⅱ（発電者の発電設備等の連系に必要な技術要件）に定める技術要件は、発電者の発電設備等を当社の特別高圧電線路と連系する場合に適用いたします。事業場所内の発電設備等を当社の特別高圧電線路と連系する場合に適用する技術要件については、Ⅱ（発電者の発電設備等の連系に必要な技術要件）に準じ協議させていただきます。ただし、35kV以下の特別高圧電線路のうち配電線扱いの電線路と連系する場合に限り、Ⅱ（発電者の発電設備等の連系に必要な技術要件）22（連絡体制）（２）を除き、系統連系技術要件（高圧）

を適用することがあります。

（２） Ⅲ（需要者の電気設備の連系に必要な技術要件）に定める技術要件は、発電者および需要者の電気設備を当社の特別高圧電線路と連系する場合に適用いたします。事業場所内の電気設備を当社の特別高圧電線路と連系する場合に適用する技術要件については、Ⅲ（需要者の電気設備の連系に必要な技術要件）に準じ協議させていただきます。

なお、発電者および需要者が自家用発電設備等を系統に連系して使用する場合は、個別に協議させていただきます。

３ 協　　議

この要件は、系統連系に関する技術要件であり、実際の連系にあたっては、この要件に定めのない事項も含め、個別に協議させていただきます。

Ⅱ　発電者の発電設備等の連系に必要な技術要件

1　電 気 方 式

発電設備等の電気方式は、最大使用電力に比べて発電設備等の容量が非常に小さく、相間の不平衡による影響が実態上問題とならない場合を除き、連系する系統の電気方式（交流三相３線式）と同一としていただきます。

2　運転可能周波数・並列時許容周波数

（１）　運転可能周波数

発電設備等の連続運転可能周波数および運転可能周波数は、次のとおりとしていただきます。

連続運転可能周波数：58.2Hzをこえ61.0Hz以下

運転可能周波数：57.0Hz以上61.8Hz以下

周波数低下時の運転継続時間は、58.2Hzでは10分程度以上、57.6Hzでは１分程度以上としていただきます。また、周波数低下リレーの整定値は、原則として、検出レベルは57.0Hzとし、検出時限は自動再閉路時間と協調が取れる範囲の最大値としていただきます(協調が取れる範囲の最大値:２秒以上)。

（２）　並列時許容周波数

系統周波数を適正値に維持する必要があるため、並列時の周波数は並列時許容周波数以内としていただきます。

なお、並列時許容周波数は、標準周波数+0.1Hz以下（設定可能範囲：標準周波数＋0.1 ～＋1.0Hz）とします。ただし、離島等系統固有の事由等により個別に協議させていただく場合があります。

3　力　　率

発電者の受電地点における力率は、連系する系統の電圧を適切に維持できるように定めるものとし、必要な場合は当社からの求めに応じて、力率を変更で

きるものとしていただきます。発電設備等の安定に運転できる範囲は、原則として、発電設備等側からみて遅れ力率90％～進み力率95％としていただきます。

逆潮流がない場合は、原則として受電地点における力率を系統側からみて遅れ85％以上とするとともに、系統側からみて進み力率にならないようにしていただきます。

4　高　調　波

逆変換装置（二次励磁発電機の系統側変換装置を含みます。）を用いた発電設備等を設置する場合には、逆変換装置本体（フィルターを含みます。）の高調波流出電流を総合電流歪率５％、各次電流歪率３％以下としていただきます。また、その他の高調波発生機器を用いた電気設備を設置する場合には、Ⅲ（需要者の電気設備の連系に必要な技術要件）に準じた対策を実施していただきます。

5　需給バランス制約による発電設備等の出力の抑制

逆潮流のある発電設備等のうち、太陽光発電設備および風力発電設備ならびに蓄電池には、当社の求めに応じて、当社からの遠隔制御により０％から100％の範囲（１％刻み）で出力（自家消費分を除くことも可能とします。）の抑制ができる機能を有する逆変換装置やその他必要な設備を設置する等の対策を実施していただきます。

なお、ウィンドファームとしての運用がない風力発電所やウィンドファームコントローラがない風力発電所については、技術的制約を踏まえ、個別に協議させていただきます。

逆潮流のある火力発電設備およびバイオマス発電設備（ただし、再生可能エネルギー特別措置法施行規則に定める地域資源バイオマス発電設備であって、燃料貯蔵や技術に由来する制約等により出力の抑制が困難なものを除きます。）は、発電出力を技術的に合理的な範囲で最大限抑制し、その最低出力を発電端の定格出力に対して、火力発電設備（混焼バイオマス発電設備を含みます。）

については多くとも30％以下、バイオマス発電設備については多くとも50％以下に抑制するために必要な機能を具備していただきます。

なお、停止による対応も可能とします。また、自家消費を主な目的とした発電設備等については、個別の事情を踏まえ対策の内容を協議させていただきます。

実証設備の実証期間中の扱いについては、技術的制約を踏まえ個別に協議させていただき、実証期間終了後は、再協議させていただきます。

6　送電容量制約による発電設備等の出力の抑制

逆潮流のある発電設備等には、当社の求めに応じて、当社からの遠隔制御により、送電容量制約による出力の抑制ができる機能を有する装置やその他必要な装置を設置する等の対策を実施していただきます。

7　不要解列の防止

（1）　保護協調

発電設備等の故障または系統の事故時に、事故の除去、事故範囲の局限化、系統運用の安定・公衆保安の確保などを行なうために、次の考え方にもとづき保護協調を図っていただきます。

なお、構内設備の故障に対しては、Ⅲ（需要者の電気設備の連系に必要な技術要件）に準じた対策を実施していただきます。

イ　発電設備等の異常および故障に対しては、この影響を連系する系統へ波及させないために、発電設備等を当該系統から解列すること。

ロ　連系する系統に事故が発生した場合は、原則として当該系統から発電設備等を解列すること。ただし、再閉路方式によっては、解列が不要な場合がある。

ハ　上位系統事故、連系する系統の事故などにより当該系統の電源が喪失した場合であって単独運転が認められない場合には、発電設備等が解列し単独運転が生じないこと。

ニ　連系する系統における事故後再閉路時に、原則として発電設備等が当該系統から解列されていること。

ホ　連系する系統以外の事故時には、原則として発電設備等は解列しないこと。

ヘ　連系する系統から発電設備等が解列する場合には、逆電力リレー、不足電力リレー等による解列を、自動再閉路時間より短い時限かつ過渡的な電力変動による当該発電設備等の不要な遮断を回避できる時限で行なうこと。

（２）　事故時運転継続

系統事故による広範囲の瞬時電圧低下や周波数変動等により、発電設備等の一斉解列や出力低下継続等が発生し、系統全体の電圧・周波数維持に大きな影響を与えることを防止するため、発電設備等の種別ごとに定められるＦＲＴ要件を満たしていただきます。

なお、満たすべきＦＲＴ要件は次のとおりとしていただきます。

<table>
<tr><td colspan="2" rowspan="3">発電設備等</td><td colspan="3">電圧低下</td><td rowspan="2">周波数変動
（運転継続）</td></tr>
<tr><td colspan="2">三相短絡を想定</td><td>二相短絡を想定</td></tr>
<tr><td>残電圧20%以上
（運転継続）</td><td>残電圧20%未満
（運転継続またはゲートブロック）</td><td>残電圧52%以上・位相変化41度以下（運転継続）</td><td>60Hz系統</td></tr>
<tr><td rowspan="5">単相</td><td>太陽光</td><td rowspan="5">低圧単相に準ずる</td><td rowspan="5">低圧単相に準ずる</td><td rowspan="5">低圧単相に準ずる</td><td rowspan="5">低圧単相に準ずる</td></tr>
<tr><td>風　力</td></tr>
<tr><td>蓄電池</td></tr>
<tr><td>燃料電池</td></tr>
<tr><td>ガスエンジン</td></tr>
<tr><td rowspan="5">三相</td><td>太陽光</td><td rowspan="5">高圧三相に準ずる</td><td rowspan="5">高圧三相に準ずる</td><td rowspan="5">高圧三相に準ずる</td><td rowspan="5">高圧三相に準ずる</td></tr>
<tr><td>風　力</td></tr>
<tr><td>蓄電池</td></tr>
<tr><td>燃料電池</td></tr>
<tr><td>ガスエンジン</td></tr>
</table>

（３）　電圧・周波数変動による不要解列の防止

作業停止や需要増加等に伴い、電圧・周波数変動が継続する状況において

も、発電設備等の不要解列による系統電圧・周波数維持への影響を防止するため、以下の端子電圧および周波数変動範囲においては、発電設備等を連続運転し、発電設備等の保護装置等による解列を行なわないものとしていただきます。また、これをこえる端子電圧および周波数変動においても、設備に支障が無い範囲で運転を継続していただきます。

なお、電圧・周波数変動に鋭敏な負荷設備や、構内設備（発電用所内電源を除きます。）への電源供給維持のため、自立運転に移行する必要がある自家用発電設備等については、対策内容を協議させていただきます。

同期発電機・誘導発電機

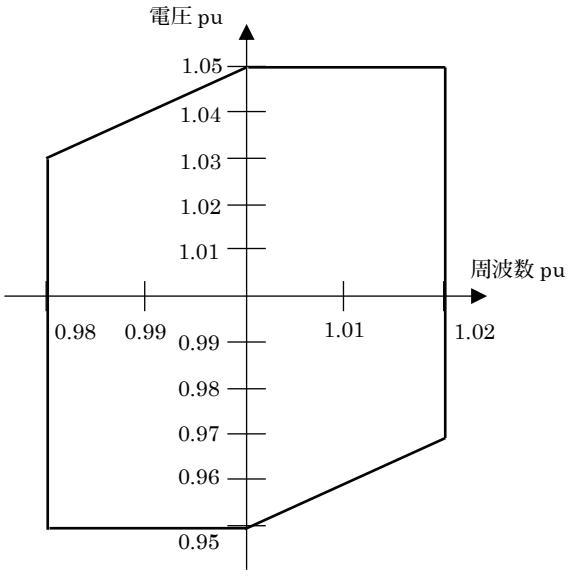

逆変換装置

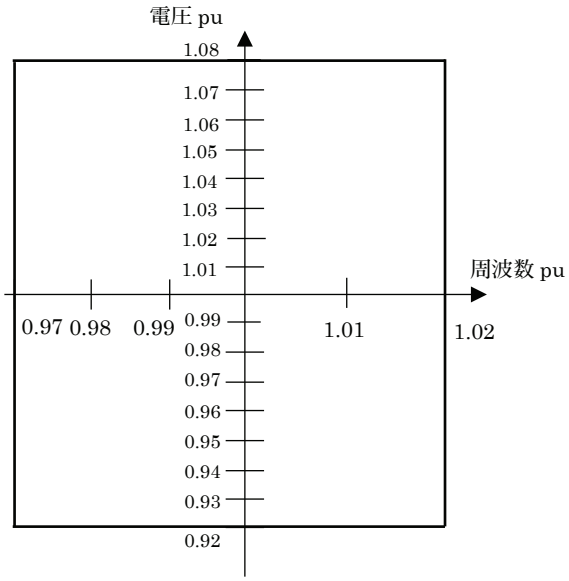

ただし、周波数変動範囲に対しては、「２．運転可能周波数・並列時許容周波数（１）運転可能周波数」に準じた対策を実施していただきます。

８　保護装置の設置

（１）　発電設備等故障対策

発電設備等故障時の系統保護のため過電圧リレーおよび不足電圧リレーを設置していただきます。ただし、発電設備等自体の保護装置により検出・保護できる場合は省略することができます。

（２） 系統側事故対策

イ　短絡保護

系統の短絡事故時の保護のため、次の保護リレーを設置していただきます。

なお、必要に応じて連系する系統と同じ方式の保護リレーを設置していただきます。

（イ） 同期発電機を用いる場合

連系する系統の短絡事故を検出し、発電設備を解列することができる短絡方向リレーを設置すること。当該リレーが有効に機能しない場合は、短絡方向距離リレーまたは電流差動リレーを設置すること。

（ロ） 誘導発電機、二次励磁発電機または逆変換装置を用いる場合

連系する系統の短絡事故時に、発電電圧の異常低下を検出し解列することのできる不足電圧リレーを設置すること。なお、この不足電圧リレーは発電設備等事故対策用の不足電圧リレーと兼用することができる。

ロ　地絡保護

系統の地絡事故時の保護のため、次の保護リレーを設置していただきます。

なお、必要に応じて連系する系統と同じ方式の保護リレーを設置していただきます。

中性点直接接地方式の系統に連系する場合は、電流差動リレーを設置していただきます。

中性点直接接地方式以外の系統に連系する場合は、地絡過電圧リレーを設置していただきます。当該リレーが有効に機能しない場合は、地絡方向リレーまたは電流差動リレーを設置していただきます。ただし、次のいずれかを満たす場合は、地絡過電圧リレーを省略することができます。

（イ） 発電機引出口にある地絡過電圧リレーにより連系する系統の地絡事故を検出できる場合

（ロ） 発電設備等の出力が構内の負荷より小さく周波数低下リレーにより高

速に単独運転を検出し解列することができる場合

（ハ） 逆電力リレー、不足電力リレーまたは受動的方式の単独運転防止機能を有する装置により高速に単独運転を検出し解列することができる場合

なお、連系当初は地絡過電圧リレーを省略可能な場合であっても、その後構内の負荷状況の変更や電力系統の変更などによって、地絡過電圧リレーの省略要件を満たさなくなった場合は、発電者または発電設備等を系統連系する需要者または契約者の責任において、地絡過電圧リレーを設置すること。

ハ 連系する系統と同一の保護方式が必要な場合の短絡・地絡保護

連系する系統と同一の保護装置を設置していただきます。

連系する系統の標準的な保護方式と系列数

電圧階級（kV）	系統の保護方式	短絡保護		地絡保護				系列数	備考
				中性点接地方式					
				直接接地		抵抗接地			
		主保護	後備保護	主保護	後備保護	主保護	後備保護		
500 220	電流差動リレー方式	電流差動リレー	短絡方向距離リレー	電流差動リレー	地絡方向距離リレー			2系列	※1
110 66 22	電流差動リレー方式	電流差動リレー	短絡方向距離リレー			電流差動リレー	地絡方向リレー	1系列 ※2	※1
	回線選択リレー方式	回線選択リレー	短絡方向距離リレー			回線選択リレー	地絡方向リレー	1系列	

※1 当社が採用するリレーと同じ仕様で設置していただきます。

※2 主保護リレー不動作時に、後備保護リレーにより電源が喪失する等系統に大きな影響を及ぼすおそれがある場合は、主保護リレーを2系列設置していただくことがあります。

（3） 単独運転防止対策

イ 逆潮流がある場合

適正な電圧・周波数を逸脱した単独運転を防止するため、周波数上昇リレーおよび周波数低下リレーまたは転送遮断装置を設置していただきま

す。また、周波数上昇リレーおよび周波数低下リレーは、単独運転状態になった場合に系統電圧が定格電圧の40％程度まで低下したとしても周波数を検出可能なものとしていただきます。

ただし、上記特性を有しないときは、単独運転状態になった場合に系統等に影響を与えるまでに低下した系統電圧を検出可能な不足電圧リレーと組み合わせて補完しながら使用していただきます。

なお、必要により周波数上昇リレーおよび周波数低下リレーに加えて転送遮断装置を設置していただく場合があります。

また、単独系統を復旧（本系統へ再並列）するにあたり、系統電源と当該発電設備等の周波数、電圧および位相差が合致しない場合には、当社からの指令を受け、当該発電設備等を速やかに単独系統から解列していただきます。

ロ　逆潮流がない場合

単独運転防止のため、周波数上昇リレーおよび周波数低下リレーを設置していただきます。

ただし、発電設備等の出力容量が系統の負荷と均衡する場合であって、周波数上昇リレーまたは周波数低下リレーにより検出・保護できないおそれがあるときは、逆電力リレーを設置していただきます。

（４）　事故波及防止対策

発電機が脱調したときの事故波及を防止するため、脱調分離リレーを必要により設置していただく場合があります。

（５）　構内設備事故対策

構内設備事故対策として、Ⅲ（需要者の電気設備の連系に必要な技術要件）に準じた対策を実施していただきます。

（６）　事故除去時間

中性点直接接地系統においては、同期安定度確保、瞬時電圧低下の影響、電磁誘導障害対策面で高速な事故除去が求められるため、連系点および同一

電圧階級設備の遮断器、保護リレーの動作時間を以下のとおりとしていただきます。

イ　遮断器：２サイクル以内

ロ　保護リレー（短絡・地絡事故除去用）：２サイクル以内

なお、上記を基本とし、中性点直接接地系統以外を含め、系統固有の事由等により個別に協議させていただく場合があります。

（７）　そ の 他

発電設備等設置者の保護装置は、当社の保護装置と協調を図っていただきます。また、系統安定度を確保する等のため、必要な場合は母線保護リレーを設置していただきます。

９　再閉路方式

自動再閉路を実施している送電線へ連系する場合で、自動再閉路方式を採用する場合は、連系送電線の再閉路方式と協調を図っていただき、必要な設備を設置していただきます。

10　保護装置の設置場所

保護リレーは、受電点または故障の検出が可能な場所に設置していただきます。

11　解 列 箇 所

保護装置が動作した場合の解列箇所は、原則として、系統から発電設備等を解列することができる次のいずれかの箇所としていただきます。

なお、当社から解列箇所を指定させていただく場合があります。

（１）　受電用遮断器

（２）　発電設備等出力端遮断器

（３）　発電設備等連絡用遮断器

（４） 母線連絡用遮断器

また、解列にあたっては、発電設備等を電路から機械的に切り離すことができ、かつ、電気的にも完全な絶縁状態を保持しなければならないため、原則として、半導体のみで構成された電子スイッチを遮断装置として適用することはできません。

12 保護リレーの設置相数

保護リレーの設置相数は次のとおりとしていただきます。

（１） 地絡過電圧リレー、地絡方向リレー、地絡検出用電流差動リレーおよび地絡検出用回線選択リレーは零相回路に設置すること。

（２） 過電圧リレー、周波数低下リレー、周波数上昇リレーおよび逆電力リレーは１相設置とすること。

（３） 不足電力リレーは２相設置とすること。

（４） 短絡方向リレー、不足電圧リレー、短絡検出・地絡検出兼用電流差動リレー、短絡検出用電流差動リレー、短絡方向距離リレー、短絡検出用回線選択リレーおよび地絡方向距離リレーは３相設置とすること。

13 自動負荷制限・発電抑制

（１） 発電設備等の脱落時等に主として連系する送電線および変圧器等が過負荷になるおそれがある場合は、自動的に負荷を制限する対策を行なっていただきます。

また、系統事故等により他の送電線および変圧器等が過負荷になるおそれがある場合、または系統の安定度や周波数等が維持できないおそれがある場合には、自動で発電抑制もしくは発電遮断、または発電増出力（揚水遮断および蓄電池の充電停止を含みます。）を行なっていただくことがあります。

なお、この場合発電場所に必要な装置を設置していただきます。

ただし、出力変動緩和対策として設置していただく蓄電池については、充

電を停止することにより、出力変動緩和の機能を喪失することになるため、本要件の適用範囲外とします。

（２） あらかじめ当社が指定した送電線１回線、変圧器１台、その他の電力設備の単一故障の発生時に保護装置により行なわれる速やかな発電抑制または発電遮断（以下「Ｎ－１電制」といいます。）を実施することで、運用容量を拡大することが効率的な設備形成に資すると当社が判断した場合、Ｎ－１電制を実施するために発電設備等に設置する制御装置等（以下「Ｎ－１電制装置」といいます。）を設置することが適当であると判断した発電設備等を指定して、当該発電設備等を維持および運用する発電者または新規に送電系統への連系を行なう発電者に対して、Ｎ－１電制装置の設置を求めることがあります。この場合、正当な理由がない限り、発電場所へのＮ－１電制装置の設置およびその他Ｎ－１電制の実施に必要な対応をしていただきます。

14　線路無電圧確認装置の設置

発電設備等を連系する変電所の引出口に線路無電圧確認装置が設置されていない場合には、再閉路時の事故防止のために、発電設備等を連系する変電所の引出口に線路無電圧確認装置を設置いたします。ただし、次のいずれかを満たす場合は、線路無電圧確認装置を省略できるものといたします。

なお、逆潮流がない場合であって、電力系統との連系に係る保護リレー、計器用変流器、計器用変圧器、遮断器および制御用電源配線が、相互予備となるように２系列化されている場合は、線路無電圧確認装置を省略できるものといたします。ただし、次のいずれかにより簡素化を図ることができます。

（１） ２系列の保護リレーのうちの１系列は、不足電力リレーのみとすることができる。

（２） 計器用変流器は、不足電力リレーを計器用変流器の末端に配置する場合、１系列目と２系列目を兼用できる。

（３） 計器用変圧器は、不足電圧リレーを計器用変圧器の末端に配置する場合、

１系列目と２系列目を兼用できる。

15　発電機運転制御装置の付加

（１）　系統安定化、潮流制御のための機能

系統安定化、潮流制御等の理由により運転制御が必要な場合には、以下の機能を具備した運転制御装置を設置していただきます。なお、設置については個別に協議させていただきます。

イ　ＰＳＳ（Power System Stabilizer）

ロ　超速応励磁自動電圧調整機能

（２）　周波数調整のための機能

火力発電設備、混焼バイオマス発電設備（地域資源バイオマス発電設備を除きます。）および揚水発電設備（発電方向）については、以下の周波数調整機能を具備していただきます。なお、その他の発電設備等については、個別に協議させていただきます。

イ　火力発電設備及び混焼バイオマス発電設備（地域資源バイオマス発電設備を除きます。）

（イ）　ガバナフリー運転（以下「ＧＦ」といいます。）

タービンの調速機（ガバナ）を系統周波数の変動に応じて発電機出力を変化させるように運転（ガバナフリー運転）する機能を具備すること。

（ロ）　ＬＦＣ（Load Frequency Control：負荷周波数制御）機能（以下「ＬＦＣ」といいます。）

当社からのＬＦＣ信号に追従し、発電機出力を変動させる機能を具備すること。

（ハ）　周波数変動補償機能

標準周波数±0.2Hzをこえた場合、系統の周波数変動により、ガバナで調整した出力を発電所の自動出力制御装置が、出力指令値に引き戻すことがないように、ガバナによる出力変動相当を出力指令値に加算する

機能を具備すること。

（ニ）　ＥＤＣ（Economic load Dispatching Control：経済負荷配分制御）機能（以下「ＥＤＣ」といいます。）

当社からの出力指令値に発電機出力を自動追従制御する機能を具備すること。

（ホ）　出力低下防止機能

火力発電設備およびコージェネレーション（ガスタービン・ガスエンジンを採用した60MW未満のコージェネレーションを除きます。）は、周波数58.8Hzまでは発電機出力を低下しない、周波数58.8Hz以下については、1.2Hz低下するごとに5%以内の出力低下に抑える、または、一度出力低下しても回復する機能もしくは装置を具備すること。

なお、周波数変動に鋭敏な負荷設備や、構内設備（発電用所内電源を除きます。）への電源供給維持のため、自立運転に移行する必要がある自家用発電設備等については、対策内容を協議する。

具体的な発電設備の性能は、次のとおり。ただし、系統の電源構成の状況等、必要に応じて別途協議を行なうことがある。

	発電機定格出力	100MW以上	
		ガスタービン発電設備（GT）およびガスタービンコンバインドサイクル発電設備（GTCC）	その他の火力発電設備および混焼バイオマス発電設備※6
機能・仕様等	GF調定率	５％以下	５％以下
	GF幅※1	５％以上 （定格出力基準）	３％以上 （定格出力基準）
	GF制御応答性	２秒以内に出力変化開始、 10秒以内にGF幅の出力変化完了※7	
	LFC幅	±５％以上 （定格出力基準）	±５％以上 （定格出力基準）
	LFC変化速度※2	５％／分以上 （定格出力基準）	１％／分以上 （定格出力基準）
	LFC制御応答性	20秒以内に 出力変化開始※7	60秒以内に出力変化開始※7
	EDC変化速度※2	５％／分以上 （定格出力基準）	１％／分以上 （定格出力基準）
	EDC制御応答性	20秒以内に 出力変化開始※7	60秒以内に出力変化開始※7
	EDC+LFC変化速度	10％／分以上 （定格出力基準）	１％／分以上 （定格出力基準）
	最低出力※3※4 （定格出力基準）	30％以下※8 DSS機能具備※5	30％以下※8

※１　ＧＴおよびＧＴＣＣについては負荷制限設定値までの上げ余裕値が定格出力の５％以上、その他の発電機については定格出力の３％以上を確保。定格出力付近などの要件を満たせない出力帯について別途協議。

※２　定格出力付近のオーバーシュート防止や低出力帯での安定運転により満たせない場合には別途協議。

※３　気化ガス（ＢＯＧ）処理などにより最低出力を満たせない場合には別途協議。

※４　ＥＤＣ／ＬＦＣ指令で制御可能な最低出力。停止により対応をする発電設備の場合は、この限りではない。

※５　日間起動停止運転（ＤＳＳ）は、発電機解列～並列まで８時間以内で可能なこと。

※６　地域資源バイオマス発電設備を除く。
※７　記載の秒数は目安値とし、可能な限り早期に出力変化開始し、出力変化完了すること。
※８　「５．需給バランス制約による発電設備等の出力の抑制」による。

また、周波数調整機能に必要な受信信号（ＥＤＣ・ＬＦＣ指令値）を受信する機能および、必要な送信信号（現在出力、可能最大発電出力〔ＧＴおよびＧＴＣＣのみ。〕、ＥＤＣ・ＬＦＣ使用／除外、運転可能出力帯〔バンド〕状態）を送信する機能を具備すること。

ロ　揚水発電設備（発電方向）

（イ）　ＧＦ運転

水車の調速機（ガバナ）を系統周波数の変動に応じて発電機出力を変化させるように運転（ガバナフリー運転）する機能を具備すること。

（ロ）　ＬＦＣ機能

当社からのＬＦＣ信号に追従し、発電機出力を変動させる機能を具備すること。

（ハ）　周波数変動補償機能

標準周波数から当社が指定する閾値をこえた場合、系統の周波数変動により、ガバナで調整した出力を発電所の自動出力制御装置が、出力指令値に引き戻すことがないように、ガバナによる出力変動相当を出力指令値に加算する機能を具備すること。ただし、同等の機能を有する場合は省略することができる。

（ニ）　ＥＤＣ機能

当社からの出力指令値に発電機出力を自動追従制御する機能を具備すること。

具体的な発電設備の性能は、次のとおり。ただし、系統の電源構成の状況等、必要に応じて別途協議を行なうことがある。

	発電機定格出力	10MW以上
機能・仕様等	GF調定率	５％以下
	GF幅	最低～定格出力
	GF制御応答性	２秒以内に出力変化開始、10秒以内に変化量を完了 （定格出力の5%到達にて出力変化の完了とします。）※1※2
	LFC幅	最低～定格出力※1
	LFC変化速度	10%／分以上（定格出力基準）
	LFC制御応答性	10秒以内に出力変化開始※2※3
	EDC変化速度	10%／分以上（定格出力基準）
	EDC制御応答性	10秒以内に出力変化開始※2※3
	EDC+LFC変化速度	10%／分以上（定格出力基準）

※１　水路系の影響により制約が発生する場合は別途協議。
※２　記載の秒数は目安値とし、可能な限り早期に出力変化開始し、出力変化完了すること。
※３　慣性モーメントが大きい発電機は個別協議。

また、周波数調整機能に必要な受信信号（ＥＤＣ・ＬＦＣ指令値）を受信する機能および、必要な送信信号（現在出力、ＥＤＣ・ＬＦＣ使用／除外）を送信する機能を具備すること。

（３）　早期再並列のための機能

定格出力の合計が400MW以上の火力（GTCC）発電設備については、送電系統の停電解消後、早期に再並列するために必要な装置を設置、または機能を具備していただきます。

（４）　電圧調整のための機能

イ　220kV以上の系統に連系する発電設備等は、当社が指定する電圧、無効電力または力率に応じて運転可能な機能を具備し、有効電力に応じて出力可能な範囲で無効電力を調整できるようにしていただきます。

ロ　受電電圧が110kV以下の発電者の発電設備等でも、必要により、上記イ

と同じ機能を具備していただくことがあります。

16　中性点接地装置の付加と電磁誘導障害防止対策の実施

中性点の接地が必要な場合は、昇圧変圧器の中性点に接地装置を設置していただきます。また、中性点接地装置の設置により、当社の系統において電磁誘導障害防止対策および地中ケーブルの防護対策の強化等が必要となった場合には、適切な対策を行なっていただきます。

（１）　110kV以下の系統に連系する場合は、必要に応じて昇圧用変圧器の中性点に中性点接地装置（抵抗接地方式）を設置していただきます。

（２）　220kV以上の系統に連系する場合は、昇圧用変圧器の中性点を直接接地していただきます。

17　直流流出防止変圧器の設置

逆変換装置を用いて発電設備等を連系する場合は、逆変換装置から直流が系統へ流出することを防止するために､受電地点と逆変換装置との間に変圧器(単巻変圧器を除きます｡）を設置していただきます。

ただし、次のすべての条件に該当する場合は、変圧器の設置を省略することができます。

（１）　逆変換装置の交流出力側で直流を検出し、交流出力を停止する機能を有すること。

（２）　逆変換装置の直流回路が非接地であること、または逆変換装置に高周波変圧器を用いていること。

なお、設置する変圧器は、直流流出防止専用である必要はありません。

18　電 圧 変 動

（１）　常時電圧変動対策

発電設備等の連系による電圧変動は、常時電圧の概ね±１～２％以内を適

正値とし、この範囲を逸脱しないよう、自動電圧調整装置（ＡＶＲ）の設置等により、自動的に電圧を調整していただきます。

（２） 瞬時電圧変動対策

発電設備等の並解列時において、瞬時的に発生する電圧変動に対しても、常時電圧の±２％を目安に適正な範囲内に瞬時電圧変動を抑制していただきます。

イ　同期発電機を用いる場合は、制動巻線付きのもの（制動巻線を有しているものと同等以上の乱調防止効果を有する制動巻線付きでない同期発電機を含みます。）とするとともに自動同期検定装置を設置すること。

ロ　二次励磁制御巻線形誘導発電機を用いる場合には、自動同期検定機能を有するものを用いること。

ハ　誘導発電機を用いる場合で、並列時の瞬時電圧低下により系統の電圧が常時電圧から２％程度をこえて逸脱するおそれがあるときは、限流リアクトル等を設置すること。なお、これにより対応できない場合には、同期発電機を用いる等の対策をすること。

ニ　自励式の逆変換装置を用いる場合は、自動的に同期が取れる機能を有するものを用いること。

ホ　他励式の逆変換装置を用いる場合で、並列時の瞬時電圧低下により系統の電圧が適正値（常時電圧の２％を目安とします。）を逸脱するおそれがあるときは、限流リアクトル等を設置すること。なお、これにより対応できない場合には、自励式の逆変換装置を用いること。

ヘ　発電設備等の出力変動や頻繁な並解列による電圧変動により他者に電圧フリッカ等の影響を及ぼすおそれがあり、適正値を逸脱するおそれがあるときには、次に示す電圧変動の抑制や並解列の頻度を低減する対策を行なうこと。

（イ） 風力発電設備等の頻繁な並解列により電圧フリッカが適正値を逸脱するおそれがあるときには、ＳＶＣの設置やサイリスタ等によるソフトス

タート機能を有する装置を用いること。

（ロ） 風力発電設備等の出力変動により電圧フリッカが適正値を逸脱するおそれがあるときには、ＳＶＣ等を設置すること。

［対策要否の判定基準例］

受電点における電圧フリッカレベル（ΔV10）を0.45V以下（当該設備のみの場合は、0.23V以下）に維持する。

（３） そ の 他

連系用変圧器加圧時の励磁突入電流による瞬時電圧低下により、系統の電圧が常時電圧から10%を超えて逸脱するおそれがあるときは、その抑制対策を実施していただきます。

19 出力変動対策

再生可能エネルギー発電設備を連系する場合であって、出力変動により他者に影響をおよぼすおそれがあるときは、出力変化率制限機能の具備等の対策を行なっていただきます。

（１） 太陽光発電設備の場合

発電に必要な自然エネルギーが得られる状況において、系統周波数が上昇または低下し適正値を逸脱するおそれがある場合は、発電設備の出力を調定率に応じて、自動的に出力変化すること。

（２） 風力発電設備の場合

イ 発電に必要な自然エネルギーが得られる状況において、連系点での５分間の最大変動幅が発電所設備容量の10%以下となるよう対策を行なうこと。

なお、ウィンドファームコントローラを有しない小規模発電所については、対策を別途協議する。

ロ 高風速時にカットアウトが予想される場合は、即座に停止しないよう、ストーム制御機能を具備する等の対策を行なうこと。また、カットインが予想される場合は、徐々に出力を上昇するよう対策を行なうこと。

ハ　発電に必要な自然エネルギーが得られる状況において、系統周波数が上昇または低下し適正値を逸脱するおそれがある場合は、発電設備の出力を調定率に応じて自動的に出力変化すること。

なお、具体的な発電設備の性能は、次の範囲で当社から指定する値といたします。ただし、系統の電源構成の状況等、必要に応じて別途協議させていただきます。

	定格出力合計	10MW以上
		太陽光発電設備または風力発電設備
機能・仕様等	調定率	２～５％
	制御応答性	２秒以内に出力変化開始、10秒以内に変化量を完了 （出力変化量の50％到達にて出力変化の完了とします。）
	不感帯	±0.2Hz以下
	リザーブ量 （出力変化幅）※	０～10％（定格出力基準）

※　リザーブ量は系統周波数低下時の出力増加対応として、発電出力の抑制時に使用可能なこと。

20　短絡・地絡電流対策

発電設備等の連系により系統の短絡・地絡電流が他者の遮断器の遮断容量等を上回るおそれがある場合は、発電者において、短絡・地絡電流を制限する装置（限流リアクトル等）を設置していただきます。

なお、これにより対応できない場合は、短絡容量対策について個別に検討・協議させていただきます。

21　発電機定数・諸元

連系系統、電圧階級によっては、発電機の安定運転対策や短絡・地絡電流抑制対策、慣性低下対策等の面から、発電機定数を当社から指定させていただく場合があります。また、当社の求めに応じて、次の諸元を提出していただきます。

なお、必要に応じて、記載されていない諸元等、最新の諸元等を提供していただくことがあります。

電源種	設　備	諸　元
共　通	発電プラント	定格容量、定格出力、台数、定格電圧
		最低出力
		所内負荷（定格、最低）
		力率（定格、運転可能範囲）
		運転可能周波数の範囲、運転継続時間
		単線結線図、系統並解列箇所
		発電プラントモデル（原動機の種類、発電機の種類）
		電気所監視制御方式
	構内設備	自家消費電力の最大値、最小値
		総合負荷力率
		電動機容量（高圧・低圧）
		電灯容量
		高調波発生機器と高調波対策資料
		電圧フリッカの発生源と対策設備資料
	受電用変圧器、連系用変圧器	定格（定格容量、定格電圧）
		インピーダンス（タップ電圧毎、変圧器定格容量ベース）
		励磁特性曲線
		制御方式、整定値
	調相設備	定格容量、台数
		制御方式、整定値
	アクセス線・構内線路	インピーダンス、アドミタンス
	遮断器	定格（遮断電流、遮断時間）
		自動同期検定装置の有無

共　通	保護装置	設置要素
		仕様
		設置場所
		設置相数
		解列箇所
		整定範囲
		整定値
		CT比、VT比
		シーケンスブロック
		送電線再閉路方式
	記録	電気現象記録装置
誘導機	発電プラント	拘束リアクタンス
		限流リアクトル容量
		限時リアクトルインピーダンス
		慣性定数
		定格すべり
		等価回路定数
同期機	発電プラント	各種内部リアクタンス（飽和値、不飽和値）
		各種短絡時定数・開路時定数
		慣性定数（発電機＋タービン）
		制動巻線の有無
		飽和特性
		可能出力曲線
		発電機軸モデル
		発電機プラントモデル、モデル構築に必要なプラント、制御系の各種定数（ボイラ、タービン、水車等）
		並解列所要時間（平常時、事故時）

同期機	制御装置	ガバナ系ブロック（調定率、GF幅、CV、ICVモデルを含みます。）
		LFC・発電機出力制御ブロック
		EDC変化速度（出力毎）
		LFC幅・変化速度（出力毎）
		出力キープタイム（出力毎、上げ下げ）
		励磁装置の形式（直流・交流・サイリスタ・他） 応答速度（超速応励磁か否か）
		励磁系ブロック（AVR、PSS、PSVR）
		FRT要件の適用有無
		過励磁保護59V ／ Fブロック
		OEL、UELブロック
水　力	発電プラント 制御装置	揚水待機・開始所要時間
		上ダム・下ダム運用可能水位
		電水比（kW ／（㎥／ s））
逆変換装置	発電プラント 制御装置	メーカ、型式
		単独運転検出方式、整定値
		逆変換装置の容量
		通電電流制限値
		系統事故時の力率制御時間
		三相事故時の事故電流（大きさ、供給時間）
		一、二相事故時の事故電流（大きさ、供給時間）
		FRT要件の適用有無
		無効電力制御方式、整定値
		慣性力供給能力
太陽光	発電プラント 制御装置	発電機・制御モデル、モデルの各種定数

風　力	発電プラント 制御装置	周波数調定率設定可能範囲、不感帯設定可能範囲
		発電機の出力特性
		出力変動対策の方法
		蓄電池、ウィンドファームコントローラの有無
		発電機・制御モデル、モデルの各種定数
蓄電池	発電プラント	蓄電容量
二次励磁機	発電プラント	拘束リアクタンス

22　昇圧用変圧器

連系系統や電圧階級によっては、短絡･地絡電流抑制対策、安定度維持対策、送電線保護リレー協調等の面から、昇圧用変圧器のインピーダンスを当社から指定させていただく場合があります。また、無電圧タップ切替器の仕様（タップ数、電圧値、調整幅等）等を指定させていただく場合があります。

23　連 絡 体 制

（1）　発電者の構内事故および系統側の事故等により、連系用遮断器が動作した場合等（サイバー攻撃により設備異常が発生し、または発生するおそれがある場合を含みます。）には、当社の制御所等と発電者との間で迅速かつ的確な情報連絡を行ない、すみやかに必要な措置を講ずる必要があります。このため、当社の制御所等と発電者の技術員駐在箇所等との間には、保安通信用電話設備（専用保安通信用電話設備または電気通信事業者の専用回線電話）を設置していただきます。

ただし、保安通信用電話設備は、22kV以下の特別高圧電線路と連系する場合には、次のうちのいずれかを用いることができます。

イ　専用保安通信用電話設備

ロ　電気通信事業者の専用回線電話

ハ　次の条件をすべて満たす場合においては、一般加入電話または携帯電話

（イ） 発電者側の交換機を介さず直接技術員との通話が可能な方式（交換機を介する代表番号方式ではなく、直接技術員駐在箇所へつながる単番方式）とし、発電設備等の保守監視場所に常時設置されていること。

（ロ） 話中の場合に割り込みが可能な方式（キャッチホン等）であること。

（ハ） 停電時においても通話可能なものであること。

（ニ） 災害時等において当社の制御所等と連絡が取れない場合には、当社の制御所等との連絡が取れるまでの間、発電設備等の解列または運転を停止するよう、保安規程上明記されていること。

（２） 特別高圧電線路と連系する場合には、当社の制御所等と発電者との間に、系統運用上等必要な情報が相互に交換できるようスーパービジョンおよびテレメータを設置していただきます。この場合、収集する情報は、原則として次のとおりといたします。

情報種別	情報内容
スーパービジョン	発電機並列用遮断器の開閉状態※1
	連系用遮断器の開閉状態
	連系用断路器の開閉状態
	連系送電線用接地開閉器の開閉状態
	連系用遮断器を開放する線路保護リレーの動作状態
	電圧・無効電力の制御モード※2
テレメータ	発電機の有効電力
	発電機の無効電力
	連系する母線（引込口母線）の電圧
	引込口（受電地点）の有効電力
	引込口（受電地点）の有効電力量
	引込口（受電地点）の無効電力
	代表風車地点の風向・風速※3
	発電最大能力値（風力発電設備の場合）※4

※１ 慣性把握のため、系統に慣性を供給できる同期発電機は、最小単位の発電設備１台毎に設置していただきます。

※２　当社の求めに応じて、対策を実施していただきます。
※３　ナセルで計測する風向・風速
※４　運転可能な発電設備等の定格出力（出力制約がある場合は可能な範囲でそれを考慮。）の合計。ただし、困難な場合は運転可能な発電設備等の台数

24　電気現象記録装置

発電設備等の挙動等を正確に把握するため、短い周期で時刻同期のとれた電圧、電流、電力などの計測値を連続的に記録し、当社の制御所等へ伝送する電気現象記録装置（自動オシロ装置、高調波監視記録装置等を含みます。）を設置していただくことがあります。

25　サイバーセキュリティ対策

事業用電気工作物（発電事業の用に供するものに限ります。）は、電気事業法にもとづき、電力制御システムセキュリティガイドラインに準拠した対策を講じていただきます。

自家用電気工作物（発電事業の用に供するもの及び小規模事業用電気工作物を除きます。）に係る遠隔監視システム及び制御システムは、「自家用電気工作物に係るサイバーセキュリティの確保に関するガイドライン」に準拠した対策を講じていただきます。

上記以外の発電設備等については、サイバー攻撃による発電設備等の異常動作を防止し、または発電設備等がサイバー攻撃を受けた場合にすみやかな異常の除去や影響範囲の局限化等を行なうために次のとおり、適切なサイバーセキュリティ対策を講じていただきます。

（１）　外部ネットワークや他ネットワークを通じた発電設備等の制御に係るシステムへの影響を最小化するための対策を講ずること。
（２）　発電設備等の制御に係るシステムに対して、マルウェアの侵入防止対策を講ずること。
（３）　発電設備等に対して、セキュリティ管理責任者を設置すること。

Ⅲ　需要者の電気設備の連系に必要な技術要件

1　電 気 方 式

電気設備の電気方式は、連系する系統の電気方式（交流三相３線式）と同一としていただきます。

2　保護協調の目的

系統および需要場所内の事故時に、事故の除去、事故範囲の局限化を行なうために、次の考え方にもとづき保護協調を行なっていただきます。

（１）　連系された系統に事故が発生した場合であって、系統保護方式に応じて必要な場合には、当該系統から電気設備を切り離すこと。

（２）　連系された系統の事故時の再閉路時に、原則として電気設備は当該系統から切り離されていること。

（３）　需要場所内の事故に対しては、この影響を連系された系統へ波及させないために、事故箇所を当該系統からすみやかに切り離すこと。

3　保護装置の設置

（１）　系統の事故時の保護上必要な場合には、次により保護装置を設置していただきます。

イ　中性点直接接地方式の場合で、２回線並用の引込線で連系するときには、電流差動リレーを設置すること。

ロ　中性点直接接地方式以外の場合で、２回線並用の引込線で連系するときには、連系された系統の短絡・地絡事故を検出し、事故区間を選択遮断することができる回線選択リレーを設置すること。ただし、当該リレーが有効に機能しない場合には、電流差動リレーを設置すること。

ハ　分岐を持つ電線路に連系する場合等で、保護上必要なときには、連系された系統の短絡・地絡事故を検出し、事故区間を切り離すことができる電

流差動リレーを設置すること。

（２） 需要場所内の短絡事故時の保護のため、過電流リレーを設置していただきます。ただし、当該リレーが有効に機能しない場合には、短絡方向リレーまたは短絡方向距離リレーを設置していただきます。また、系統安定度を確保する等のため、必要な場合は母線保護リレーを設置していただきます。

（３） 需要場所内の地絡事故時の保護のため、地絡過電流リレーを設置していただきます。ただし､当該リレーが有効に機能しない場合には､地絡方向リレーまたは地絡方向距離リレーを設置していただきます。また、系統安定度を確保する等のため、必要な場合は母線保護リレーを設置していただきます。

（４） 保護装置の設置形態は、必要により主保護装置と後備保護装置との組み合わせとしていただきます。

（５） 需要者の保護装置は、当社の保護装置と協調を図っていただきます。

４ 保護装置の設置場所

保護リレーは、供給地点または故障の検出が可能な場所に設置していただきます。

５ 保護リレーの設置相数

保護リレーの設置相数は次のとおりとしていただきます。

（１） 地絡過電流リレー、地絡方向リレー、地絡用回線選択リレーおよび地絡用電流差動リレーは零相回路設置とすること。

（２） 短絡方向リレー、不足電圧リレー、過電流リレー、短絡用回線選択リレー、短絡･地絡兼用電流差動リレー、短絡用電流差動リレー、短絡方向距離リレーおよび地絡方向距離リレーは３相設置とすること。

６　高　調　波

高調波発生機器を用いた電気設備を使用することにより、系統に高調波電流を流出する場合は、その高調波電流を抑制するため、次の要件にしたがっていただきます。

（１）　対象となる需要者

イ　対象となる需要者は、次のいずれかに該当する需要者（以下「特定需要者」といいます。）といたします。

（イ）　22kVまたは33kVの系統から受電する需要者であって、その施設する高調波発生機器の種類ごとの高調波発生率を考慮した容量（以下「等価容量」といいます。）の合計が300kVAをこえる需要者

（ロ）　66kV以上の系統から受電する需要者であって、等価容量の合計が2,000kVAをこえる需要者

ロ　イの等価容量を算出する場合に対象とする高調波発生機器は、300V以下の商用電源系統に接続して使用する定格電流20A ／相以下の電気・電子機器以外の機器といたします。

ハ　特定需要者が、ロに該当する高調波発生機器を新設、増設または更新する場合等に適用いたします。

なお、ロに該当する高調波発生機器を新設、増設または更新する等によって特定需要者に該当することになる場合においても適用いたします。

（２）　高調波流出電流の算出

特定需要者から系統に流出する高調波流出電流の算出は次によるものといたします。

イ　高調波流出電流は、高調波発生機器ごとの定格運転状態において発生する高調波電流を合計し、これに高調波発生機器の最大の稼働率を乗じたものといたします。

ロ　高調波流出電流は、高調波の次数ごとに合計するものといたします。

ハ　対象とする高調波の次数は40次以下といたします。

ニ　特定需要者の構内に高調波流出電流を低減する設備がある場合は、その低減効果を考慮することができるものといたします。

（３）　高調波流出電流の上限値

特定需要者から系統に流出する高調波流出電流の許容される上限値は、高調波の次数ごとに、次表に示す需要者の契約電力１キロワット当たりの高調波流出電流の上限値に当該需要者の契約電力（キロワット単位といたします。）を乗じた値といたします。

（４）　高調波流出電流の抑制対策の実施

特定需要者は、（２）の高調波流出電流が、（３）の高調波流出電流の上限値をこえる場合には、高調波流出電流を高調波流出電流の上限値以下となるよう必要な対策を行なっていただきます。

契約電力１kWあたりの高調波流出電流上限値

（単位：mA／kW）

連系電圧	5次	7次	11次	13次	17次	19次	23次	23次超過
22kV	1.8	1.3	0.82	0.69	0.53	0.47	0.39	0.36
66kV	0.59	0.42	0.27	0.23	0.17	0.16	0.13	0.12
110kV	0.35	0.25	0.16	0.13	0.10	0.09	0.07	0.07
220kV	0.17	0.12	0.08	0.06	0.05	0.04	0.03	0.03

７　電圧フリッカ

電気炉の設置等により、基準値をこえる電圧フリッカが発生する場合は、電力品質を維持確保するため必要な対策を行なっていただきます。

（１）　電圧フリッカは、人が最も敏感とされる10Hzの変動に等価換算した電圧変動ΔV10値によって評価いたします。

（２）　電圧フリッカの基準値は、１時間連続して測定した１分間データのΔV10値のうち、４番目最大値が0.45V以下であることといたします。

8　電圧変動対策

受電用変圧器加圧時の励磁突入電流による瞬時電圧低下により、系統の電圧が常時電圧から10% を超えて逸脱するおそれがあるときは、その抑制対策を実施していただきます。

9　力率の保持

（1）　供給地点ごとの力率は、原則として85%以上に保持していただきます。

なお、軽負荷時には電圧上昇を防止するために系統側から見て進み力率とならないようにしていただきます。負荷変動により進み力率となる場合は、適当な調整装置を需要場所に施設していただくことがあります。

（2）　当社は、技術上必要がある場合には、進相用コンデンサの開閉をお願いすることがあります。

10　中性点接地装置の付加と電磁誘導障害対策の実施

中性点の接地が必要な場合には、変圧器の中性点に接地装置を設置していただきます。また、中性点接地装置の設置により、当社の系統において電磁誘導障害防止対策および地中ケーブルの防護対策の強化等が必要となった場合には、適切な対策を行なうため、個別に協議させていただきます。

（1）　110kV以下の系統に連系する場合は、必要に応じて変圧器の中性点に中性点接地装置（抵抗接地方式）を設置していただきます。

（2）　220kV以上の系統に連系する場合は、昇圧用変圧器の中性点を直接接地していただきます。

11　連 絡 体 制

（1）　需要者の構内事故および系統側の事故等により、連系用遮断器が動作した場合等には、当社の制御所等と需要者との間で迅速かつ的確な情報連絡を行ない、すみやかに必要な措置を講ずる必要があります。このため、需要者と

当社制御所等との間には、保安通信用電話設備（自営の専用保安通信用電話設備または電気通信事業者の専用回線電話）を設置していただきます。

ただし、保安通信用電話設備は、22kVの特別高圧電線路と連系する場合には、次のうちのいずれかを用いることができます。

イ　専用保安通信用電話設備

ロ　電気通信事業者の専用回線電話

ハ　次の条件をすべて満たす場合においては、一般加入電話または携帯電話

（イ）　需要者側の交換機を介さず直接技術員との通信が可能な方式（交換機を介する代表番号方式ではなく、直接技術員駐在箇所へつながる単番方式）であり、電気設備の保守監視場所に常時設置されているものであること。

（ロ）　話中の場合に割り込みが可能な方式（キャッチホン等）であること。

（ハ）　停電時においても通話可能なものであること。

（２）　特別高圧電線路と連系する場合には、当社の制御所等と需要者との間に、必要に応じ、系統運用上等必要な情報を提供していただきます。

提供情報は、下記を標準といたします。

・供給地点の有効電力量、有効電力

12　サイバーセキュリティ対策

自家用電気工作物（発電事業の用に供するもの及び小規模事業用電気工作物を除きます。）に係る遠隔監視システム及び制御システムは、「自家用電気工作物に係るサイバーセキュリティの確保に関するガイドライン」に準拠した対策を講じていただきます。

電気事業法施行規則第19条第２項の規定に基づく添付書類

１　変更を必要とする理由

２　託送供給等約款の変更の内容および新旧対比表

３　工事に関する費用の負担に関する算出の根拠および決定の方法に関する説明書

1　変更を必要とする理由

変更を必要とする理由

このたび当社は、第52回総合資源エネルギー調査会省エネルギー・新エネルギー分科会／電力・ガス事業分科会再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会（2023年６月21日開催）において、混雑緩和希望者提起による系統増強プロセス（以下「混雑緩和プロセス」といいます。）における費用負担について、系統増強を希望した発電事業者の負担を基本とした上で、混雑緩和プロセスによる系統増強が一般送配電事業者の計画している設備更新と同調できるなど、一般送配電事業者の受益と評価できる部分については、一般負担として控除する整理がなされたことおよび第69回広域系統整備委員会（2023年８月９日開催）において、混雑緩和プロセスにかかる手続き、開始検討料やプロセス参加者に求める保証金について、従来の一括検討プロセスと同等に設定する整理がなされたことを踏まえ、当該内容を供給条件に反映するべく、託送供給等約款を変更することといたしました。

また、第72回総合資源エネルギー調査会電力・ガス事業分科会電力・ガス基本政策小委員会（2024年３月29日開催）において、2025年４月１日までに災害時の特別な措置を託送供給等約款等において規定する整理がなされたことを踏まえ、当該内容を供給条件に反映するべく、託送供給等約款を変更することといたしました。

つきましては、電気事業法第18条第１項の規定にもとづき、ここに託送供給等約款の変更を申請する次第であります。

２　託送供給等約款の変更の内容および新旧対比表

託送供給等約款の変更の内容

託送供給等約款の変更につきましては、混雑緩和プロセスにおける費用負担等について整理がなされたこと、災害時の特別な措置を託送供給等約款に規定する整理がなされたことを踏まえ、必要となる変更を行なうとともに、その他の今日的見直しをいたしました。

新旧対比表

旧	新
託送供給等約款 ~~2024年10月1日~~実施 中国電力ネットワーク株式会社	託送供給等約款 2025年4月1日実施 中国電力ネットワーク株式会社
Ⅰ　総則 2　託送供給等約款の~~届出~~および変更 （1） この約款は、電気事業法第18条第~~5~~項の規定にもとづき、経済産業大臣~~に届け出た~~ものです。 （2） 当社は、経済産業大臣の認可を受け、または経済産業大臣に届け出て、この約款を変更することがあります。この場合には、料金および必要となるその他の供給条件は、変更後の託送供給等約款によります。	Ⅰ　総則 2　託送供給等約款の認可および変更 （1） この約款は、電気事業法第18条第1項の規定にもとづき、経済産業大臣の認可を受けたものです。 （2） 当社は、経済産業大臣の認可を受け、または経済産業大臣に届け出て、この約款を変更することがあります。この場合には、料金および必要となるその他の供給条件は、変更後の託送供給等約款によります。
Ⅲ　料金 19　接続送電サービス （2） 接続送電サービス契約電力等 ニ　高圧または特別高圧で供給する場合で、需要者の発電設備の検査、補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気をあわせて供給するときの接続送電サービス契約電力は、イ、ロまたはハにかかわらず、当該供給分以外の供給分につきイ、ロまたはハに準じて定めた値に、原則として需要者の発電設備の容量を基準として、契約者と当社との協議によって定めた値を加えたものといたします。 なお、当該供給分以外の供給分についてイ(イ)に準ずる場合で、需要場所における負荷設備または受電設備を変更されるときは、51（契約の変更）に準じて、あらかじめ申し出ていただきます。この場合、当社は、必要に応じて、需要者の発電設備の運転に関する記録を契約者から提出していただきます。 また、分割接続供給の場合で、需要者の発電設備の検査、補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気~~の~~供給~~を行なう~~ときは、原則として、次のとおりといたします。 （イ） 15（供給および契約の単位）（2）イにより当社が分割接続供給を行なう場合 当該不足電力の補給にあてるための電気の供給は、需要追随供給者へ行なうものといたします。この場合、需要追随供給者に係る接続送電サービス契約電力は、イ、ロまたはハにかかわらず、~~需要者の発電設備の容量を基準として需要追随供給者と当社との協議によって定めた値に当該不足電力分以外の供給分につきイ、ロまたはハに準じて定めた値~~を加えたものといたします。 （ロ） 15（供給および契約の単位）（2）ロにより当社が分割接続供給を行なう場合 当該不足電力の補給にあてるための電気の供給は、双方の契約者へ行なうものといたします。この場合、双方の契約者に係る接続送電サービス契約電力は、イ、ロまたはハにかかわらず、~~需要者の発電設備の容量を基準としてそれぞれの契約者と当社との協議によって定めた値（双方の契約者に係る接続送電サービスにおいて、同じ値といたします。）に当該不足電力分以外の供給分につきイ、ロまたはハに準じて定めた値~~を加えたものといたします。 （3） 接続送電サービス料金 ロ　高圧で供給する場合 （イ） 高圧標準接続送電サービス	Ⅲ　料金 19　接続送電サービス （2） 接続送電サービス契約電力等 ニ　高圧または特別高圧で供給する場合で、需要者の発電設備の検査、補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気をあわせて供給するときの接続送電サービス契約電力は、イ、ロまたはハにかかわらず、当該供給分以外の供給分につきイ、ロまたはハに準じて定めた値に、原則として需要者の発電設備の容量を基準として、契約者と当社との協議によって定めた値を加えたものといたします。 なお、当該供給分以外の供給分についてイ(イ)に準ずる場合で、需要場所における負荷設備または受電設備を変更されるときは、51（契約の変更）に準じて、あらかじめ申し出ていただきます。この場合、当社は、必要に応じて、需要者の発電設備の運転に関する記録を契約者から提出していただきます。 また、分割接続供給の場合で、需要者の発電設備の検査、補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気をあわせて供給するときは、原則として、次のとおりといたします。 （イ） 15（供給および契約の単位）（2）イにより当社が分割接続供給を行なう場合 当該不足電力の補給にあてるための電気の供給は、需要追随供給者へ行なうものといたします。この場合、需要追随供給者に係る接続送電サービス契約電力は、イ、ロまたはハにかかわらず、当該供給分以外の供給分につきイ、ロまたはハに準じて定めた値に、原則として需要者の発電設備の容量を基準として、需要追随供給者と当社との協議によって定めた値を加えたものといたします。 （ロ） 15（供給および契約の単位）（2）ロにより当社が分割接続供給を行なう場合 当該不足電力の補給にあてるための電気の供給は、双方の契約者へ行なうものといたします。この場合、双方の契約者に係る接続送電サービス契約電力は、イ、ロまたはハにかかわらず、当該供給分以外の供給分につきイ、ロまたはハに準じて定めた値に、原則として需要者の発電設備の容量を基準として、それぞれの契約者と当社との協議によって定めた値（双方の契約者に係る接続送電サービスにおいて、同じ値といたします。）を加えたものといたします。 （3） 接続送電サービス料金 ロ　高圧で供給する場合 （イ） 高圧標準接続送電サービス

旧	新
c　接続送電サービス料金	c　接続送電サービス料金
（a）　基本料金	（a）　基本料金
基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合（21〔予備送電サービス〕によって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は、半額といたします。また、当社が分割接続供給を行なう供給地点において、33（料金の算定）(11)にもとづき料金の調整を行なうために算定する、1供給地点につき、1接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービスの基本料金は、双方の契約者に係る接続送電サービスによる電気をまったく使用しないとき（21〔予備送電サービス〕によって電気を使用したときを除きます。）に限り、半額といたします。	基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合（21〔予備送電サービス〕によって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は、半額といたします。また、当社が分割接続供給を行なう供給地点において、33（料金の算定）(11)にもとづき料金の調整を行なうために算定する、1供給地点につき、1接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービスの基本料金は、双方の契約者に係る接続送電サービスによる電気をまったく使用しないとき（21〔予備送電サービス〕によって電気を使用したときを除きます。）に限り、半額といたします。
なお、（2）ニによって接続送電サービス契約電力を定める供給地点において電気を使用された場合で、需要者の発電設備の検査、補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気をまったく使用しないときは、当該供給分に相当する基本料金は、半額といたします。ただし、当社が分割接続供給を行なう供給地点において、33（料金の算定）(11)にもとづき料金の調整を行なうために算定する、1供給地点につき、1接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービスにおける当該~~不足電力の補給~~分に相当する基本料金は、双方の契約者に係る接続送電サービスにおいて、需要者の発電設備の検査、補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気をまったく使用しないときに限り、半額といたします。	なお、（2）ニによって接続送電サービス契約電力を定める供給地点において電気を使用された場合で、需要者の発電設備の検査、補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気をまったく使用しないときは、当該供給分に相当する基本料金は、半額といたします。ただし、当社が分割接続供給を行なう供給地点において、33（料金の算定）(11)にもとづき料金の調整を行なうために算定する、1供給地点につき、1接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービスにおける当該供給分に相当する基本料金は、双方の契約者に係る接続送電サービスにおいて、需要者の発電設備の検査、補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気をまったく使用しないときに限り、半額といたします。
また、その1月に前月から継続して需要者の発電設備の検査、補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気の供給を受けた期間がある場合で、その期間が前月の当該電気の供給を受けなかった期間を上回らないときは、その期間における当該電気の供給は、前月におけるものとみなします。	また、その1月に前月から継続して需要者の発電設備の検査、補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気の供給を受けた期間がある場合で、その期間が前月の当該電気の供給を受けなかった期間を上回らないときは、その期間における当該電気の供給は、前月におけるものとみなします。
接続送電サービス契約電力1キロワットにつき　658円90銭	接続送電サービス契約電力1キロワットにつき　658円90銭
（ロ）　高圧時間帯別接続送電サービス	（ロ）　高圧時間帯別接続送電サービス
c　接続送電サービス料金	c　接続送電サービス料金
（a）　基本料金	（a）　基本料金
基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合（21〔予備送電サービス〕によって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は、半額といたします。また、当社が分割接続供給を行なう供給地点において、33（料金の算定）(11)にもとづき料金の調整を行なうために算定する、1供給地点につき、1接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービスの基本料金は、双方の契約者に係る接続送電サービスによる電気をまったく使用しないとき（21〔予備送電サービス〕によって電気を使用したときを除きます。）に限り、半額といたします。	基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合（21〔予備送電サービス〕によって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は、半額といたします。また、当社が分割接続供給を行なう供給地点において、33（料金の算定）(11)にもとづき料金の調整を行なうために算定する、1供給地点につき、1接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービスの基本料金は、双方の契約者に係る接続送電サービスによる電気をまったく使用しないとき（21〔予備送電サービス〕によって電気を使用したときを除きます。）に限り、半額といたします。
なお、（2）ニによって接続送電サービス契約電力を定める供給地点において電気を使用された場合で、需要者の発電設備の検査、補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気をまったく使用しないときは、当該供給分に相当する基本料金は、半額といたします。ただし、当社が分割接続供給を行なう供給地点において、33（料金の算定）(11)にもとづき料金の調整を行なうために算定する、1供給地点につき、1接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービスにおける当該~~不足電力の補給~~分に相当する基本料金は、双方の契約者に係る接続送電サービスにおいて、需要者の発電設備の検査、補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補	なお、（2）ニによって接続送電サービス契約電力を定める供給地点において電気を使用された場合で、需要者の発電設備の検査、補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気をまったく使用しないときは、当該供給分に相当する基本料金は、半額といたします。ただし、当社が分割接続供給を行なう供給地点において、33（料金の算定）(11)にもとづき料金の調整を行なうために算定する、1供給地点につき、1接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービスにおける当該供給分に相当する基本料金は、双方の契約者に係る接続送電サービスにおいて、需要者の発電設備の検査、補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてる

旧	新
給にあてるための電気をまったく使用しないときに限り、半額といたします。 また、その１月に前月から継続して需要者の発電設備の検査、補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気の供給を受けた期間がある場合で、その期間が前月の当該電気の供給を受けなかった期間を上回らないときは、その期間における当該電気の供給は、前月におけるものとみなします。 接続送電サービス契約電力 １キロワットにつき　658円90銭	ための電気をまったく使用しないときに限り、半額といたします。 また、その１月に前月から継続して需要者の発電設備の検査、補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気の供給を受けた期間がある場合で、その期間が前月の当該電気の供給を受けなかった期間を上回らないときは、その期間における当該電気の供給は、前月におけるものとみなします。 接続送電サービス契約電力 １キロワットにつき　658円90銭
ハ　特別高圧で供給する場合 （イ）　特別高圧標準接続送電サービス ｃ　接続送電サービス料金 （ａ）　基本料金 基本料金は、１月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合（21〔予備送電サービス〕によって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は、半額といたします。また、当社が分割接続供給を行なう供給地点において、33（料金の算定）(11)にもとづき料金の調整を行なうために算定する、１供給地点につき、１接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービスの基本料金は、双方の契約者に係る接続送電サービスによる電気をまったく使用しないとき（21〔予備送電サービス〕によって電気を使用したときを除きます。）に限り、半額といたします。 なお、(２)ニによって接続送電サービス契約電力を定める供給地点において電気を使用された場合で、需要者の発電設備の検査、補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気をまったく使用しないときは、当該供給分に相当する基本料金は、半額といたします。ただし、当社が分割接続供給を行なう供給地点において、33（料金の算定）(11)にもとづき料金の調整を行なうために算定する、１供給地点につき、１接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービスにおける当該~~不足電力の補給~~分に相当する基本料金は、双方の契約者に係る接続送電サービスにおいて、需要者の発電設備の検査、補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気をまったく使用しないときに限り、半額といたします。 また、その１月に前月から継続して需要者の発電設備の検査、補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気の供給を受けた期間がある場合で、その期間が前月の当該電気の供給を受けなかった期間を上回らないときは、その期間における当該電気の供給は、前月におけるものとみなします。 接続送電サービス契約電力 １キロワットにつき　383円90銭	ハ　特別高圧で供給する場合 （イ）　特別高圧標準接続送電サービス ｃ　接続送電サービス料金 （ａ）　基本料金 基本料金は、１月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合（21〔予備送電サービス〕によって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は、半額といたします。また、当社が分割接続供給を行なう供給地点において、33（料金の算定）(11)にもとづき料金の調整を行なうために算定する、１供給地点につき、１接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービスの基本料金は、双方の契約者に係る接続送電サービスによる電気をまったく使用しないとき（21〔予備送電サービス〕によって電気を使用したときを除きます。）に限り、半額といたします。 なお、(２)ニによって接続送電サービス契約電力を定める供給地点において電気を使用された場合で、需要者の発電設備の検査、補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気をまったく使用しないときは、当該供給分に相当する基本料金は、半額といたします。ただし、当社が分割接続供給を行なう供給地点において、33（料金の算定）(11)にもとづき料金の調整を行なうために算定する、１供給地点につき、１接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービスにおける当該供給分に相当する基本料金は、双方の契約者に係る接続送電サービスにおいて、需要者の発電設備の検査、補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気をまったく使用しないときに限り、半額といたします。 また、その１月に前月から継続して需要者の発電設備の検査、補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気の供給を受けた期間がある場合で、その期間が前月の当該電気の供給を受けなかった期間を上回らないときは、その期間における当該電気の供給は、前月におけるものとみなします。 接続送電サービス契約電力 １キロワットにつき　383円90銭
（ロ）　特別高圧時間帯別接続送電サービス ｃ　接続送電サービス料金 （ａ）　基本料金 基本料金は、１月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合（21〔予備送電サービス〕によって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は、半額といたします。また、当社が分割接続供給を行なう供給地点において、33（料金の算定）(11)にもとづき料金の調整を行なうために	（ロ）　特別高圧時間帯別接続送電サービス ｃ　接続送電サービス料金 （ａ）　基本料金 基本料金は、１月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合（21〔予備送電サービス〕によって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は、半額といたします。また、当社が分割接続供給を行なう供給地点において、33（料金の算定）(11)にもとづき料金の調整を行なうために

旧	新
算定する、１供給地点につき、１接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービスの基本料金は、双方の契約者に係る接続送電サービスによる電気をまったく使用しないとき（21〔予備送電サービス〕によって電気を使用したときを除きます。）に限り、半額といたします。 なお、（２）ニによって接続送電サービス契約電力を定める供給地点において電気を使用された場合で、需要者の発電設備の検査、補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気をまったく使用しないときは、当該供給分に相当する基本料金は、半額といたします。ただし、当社が分割接続供給を行なう供給地点において、33（料金の算定）(11)にもとづき料金の調整を行なうために算定する、１供給地点につき、１接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービスにおける当該~~不足電力の補給~~分に相当する基本料金は、双方の契約者に係る接続送電サービスにおいて、需要者の発電設備の検査、補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気をまったく使用しないときに限り、半額といたします。 また、その１月に前月から継続して需要者の発電設備の検査、補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気の供給を受けた期間がある場合で、その期間が前月の当該電気の供給を受けなかった期間を上回らないときは、その期間における当該電気の供給は、前月におけるものとみなします。 接続送電サービス契約電力１キロワットにつき　383円90銭	算定する、１供給地点につき、１接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービスの基本料金は、双方の契約者に係る接続送電サービスによる電気をまったく使用しないとき（21〔予備送電サービス〕によって電気を使用したときを除きます。）に限り、半額といたします。 なお、（２）ニによって接続送電サービス契約電力を定める供給地点において電気を使用された場合で、需要者の発電設備の検査、補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気をまったく使用しないときは、当該供給分に相当する基本料金は、半額といたします。ただし、当社が分割接続供給を行なう供給地点において、33（料金の算定）(11)にもとづき料金の調整を行なうために算定する、１供給地点につき、１接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービスにおける当該供給分に相当する基本料金は、双方の契約者に係る接続送電サービスにおいて、需要者の発電設備の検査、補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気をまったく使用しないときに限り、半額といたします。 また、その１月に前月から継続して需要者の発電設備の検査、補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気の供給を受けた期間がある場合で、その期間が前月の当該電気の供給を受けなかった期間を上回らないときは、その期間における当該電気の供給は、前月におけるものとみなします。 接続送電サービス契約電力１キロワットにつき　383円90銭
（４）　１年を通じての最大需要電力等が夜間時間に発生する場合の取扱い 高圧または特別高圧で供給する場合で、需要者が昼間時間から夜間時間への負荷移行を行なった結果、１年を通じての最大需要電力等が夜間時間に発生し、かつ、契約者が標準接続送電サービスまたは時間帯別接続送電サービスの適用を受け、契約者と当社との協議が~~整った~~ときのその供給地点の各月の接続送電サービス料金は、（３）によって算定された金額から、イによって算定された金額（以下「ピークシフト割引額」といいます。）を差し引いたものといたします。	（４）　１年を通じての最大需要電力等が夜間時間に発生する場合の取扱い 高圧または特別高圧で供給する場合で、需要者が昼間時間から夜間時間への負荷移行を行なった結果、１年を通じての最大需要電力等が夜間時間に発生し、かつ、契約者が標準接続送電サービスまたは時間帯別接続送電サービスの適用を受け、契約者と当社との協議が~~ととのった~~ときのその供給地点の各月の接続送電サービス料金は、（３）によって算定された金額から、イによって算定された金額（以下「ピークシフト割引額」といいます。）を差し引いたものといたします。
22　系統連系受電サービス （２）　系統連系受電課金対象電力 各月の系統連系受電課金対象電力は、次によって受電地点ごとに、発電バランシンググループごとに定めます。 ハ　イおよびロにおいて、系統連系受電課金対象電力の算定上、次のものについても接続送電サービス契約電力１キロワットとみなします。 （ニ）　附則３（揚水発電設備等が設置された需要場所に接続供給を行なう場合の特別措置）の適用を受けている場合の接続供給課金対象電力（揚水発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は、１接続送電サービスまたは１臨時接続送電サービスを適用したときの接続供給課金対象電力といたします。）１キロワット	22　系統連系受電サービス （２）　系統連系受電課金対象電力 各月の系統連系受電課金対象電力は、次によって受電地点ごとに、発電バランシンググループごとに定めます。 ハ　イおよびロにおいて、系統連系受電課金対象電力の算定上、次のものについても接続送電サービス契約電力１キロワットとみなします。 （ニ）　附則３（揚水発電設備等が設置された需要場所に接続供給を行なう場合の特別措置）の適用を受けている場合の接続供給課金対象電力（揚水発電設備または蓄電池〔以下「揚水発電設備等」といいます。〕に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は、１接続送電サービスまたは１臨時接続送電サービスを適用したときの接続供給課金対象電力といたします。）１キロワット
Ⅳ　料金の算定および支払い 34　支払義務の発生および支払期日 （３）　発電量調整受電計画差対応補給電力料金、発電量調整受電計画差対応余剰電力料金、接続対象計画差対応補給電力料金、接続対象計画差対応余剰電力料金、需要抑制量調整受電計画差対応補給電力料金、需要抑制量調整受電計	Ⅳ　料金の算定および支払い 34　支払義務の発生および支払期日 （３）　発電量調整受電計画差対応補給電力料金、発電量調整受電計画差対応余剰電力料金、接続対象計画差対応補給電力料金、接続対象計画差対応余剰電力料金、需要抑制量調整受電計画差対応補給電力料金、需要抑制量調整受電計

旧	新
画差対応余剰電力料金および給電指令時補給電力料金の支払義務は、特別の事情がある場合を除き、料金の算定期間の翌々月の第５営業日（営業日は当社が定めます。）に発生いたします。ただし、28（検針日）（５）の場合で、料金の算定期間の翌々月の第５営業日以降に実際に検針を行なった場合、31（電力および電力量の算定）(31)の場合で、料金の算定期間の翌々月の第５営業日以降に電力量を協議によって定めた場合は、その日といたします。	画差対応余剰電力料金および給電指令時補給電力料金の支払義務は、特別の事情がある場合を除き、料金の算定期間の翌々月の第５営業日（営業日は当社が定めます。）に発生いたします。ただし、28（検針日）（５）の場合で、料金の算定期間の翌々月の第５営業日以降に実際に検針を行なったとき、または31（電力および電力量の算定）(31)の場合で、料金の算定期間の翌々月の第５営業日以降に電力量を協議によって定めた場合は、その日といたします。
Ⅴ　供給 39　給電指令の実施等 ~~(７)　当社は、(２)イ、ロ、ホ、ヘ、トまたは(３)によって、発電者の発電もしくは放電を制限し、または中止した場合には、次の割引を行ない料金を算定いたします。ただし、その原因が契約者、発電契約者、発電者または需要者の責めとなる理由による場合、(２)ロの場合で、発電契約者もしくは発電者と当社が事前に調整を行なった計画的な作業（電力広域的運営推進機関送配電等業務指針の定めによって調整を行なった作業に限ります。）による制限もしくは中止のときその他あらかじめ発電者の発電もしくは放電を制限し、または中止することが明らかな場合または(２)トの場合（低圧で受電する場合を含みます。）で、電気の需給上必要となった制限もしくは中止のときは、その部分については割引いたしません。~~ ~~イ　低圧で受電する場合または高圧で受電する場合で、同時最大受電電力が500キロワット未満となるとき。~~ ~~(イ)　割引の対象~~ ~~当該受電地点の系統連系受電サービスの基本料金から系統設備効率化割引額を差し引いた金額といたします。ただし、33（料金の算定）（１）イ、ハ、ニ、ホまたはヘの場合は、制限または中止の日における契約内容に応じて算定される１月の金額といたします。~~ ~~(ロ)　割引率~~ ~~１月中の制限し、または中止した延べ日数１日ごとに４パーセントといたします。~~ ~~(ハ)　制限または中止延べ日数の計算~~ ~~延べ日数は、１日のうち延べ１時間以上制限し、または中止した日を１日として計算いたします。~~ ~~ロ　高圧で受電する場合で、同時最大受電電力が500キロワット以上となるときまたは特別高圧で受電する場合~~ ~~(イ)　割引の対象~~ ~~当該受電地点の系統連系受電サービスの基本料金から系統設備効率化割引額を差し引いた金額といたします。ただし、33（料金の算定）（１）イ、ハ、ニ、ホまたはヘの場合は、制限または中止の日における契約内容に応じて算定される１月の金額といたします。~~ ~~(ロ)　割引率~~ ~~１月中の制限し、または中止した延べ時間数１時間ごとに0.2パーセントといたします。~~ ~~(ハ)　制限または中止延べ時間数の計算~~ ~~延べ時間数は、１回10分以上の制限または中止の延べ時間とし、１時間未満の端数を生じた場合は、30分以上は切り上げ、30分未満は切り捨てます。~~ ~~なお、制限時間については、次の算式によって修正したうえで合計いたします。~~ ~~（算式）~~ ~~ａ　発電量調整受電電力を制限した場合~~ ~~$H' = H \times \frac{D - d}{D}$~~ ~~H′＝修正時間~~ ~~H　＝制限時間~~	Ⅴ　供給 39　給電指令の実施等 （削除）

旧	新
~~Ｄ　＝　当該受電地点の同時最大受電電力~~ ~~ｄ　＝　制限時間中の当該受電地点の発電量調整受電電力の最大値~~ ~~ｂ　発電量調整受電電力量を制限した場合~~ ~~$H' = H \times \frac{A - B}{A}$~~ ~~Ｈ′　＝　修正時間~~ ~~Ｈ　＝　制限時間~~ ~~Ａ　＝　制限指定時間中の当該受電地点の基準となる電力量~~ ~~Ｂ　＝　制限時間中の当該受電地点の発電量調整受電電力量~~ ~~ｃ　発電量調整受電電力および発電量調整受電電力量を同時に制限した時間については、ａによる修正時間またはｂによる修正時間のいずれか大きいものによります。~~ ~~（８）（７）による延べ日数または延べ時間数を計算する場合には、電気工作物の保守または増強のための工事の必要上当社が発電者に３日前までにお知らせして行なう制限または中止は、１月につき１日を限って計算に入れません。~~ （~~９~~）　当社は、（２）または（３）によって、需要者の電気の使用を制限し、または中止した場合、これにともなう料金の減額は行ないません。 （~~10~~）　予備送電サービスの使用を制限し、または中止した場合、これにともなう料金の減額は行ないません。 （~~11~~）　当社は、（２）イの場合で、発電量調整供給に係る発電設備等に対してＮ－１電制を実施したときは、これにより生じた小売電気事業、特定送配電事業または自己等への電気の供給の用に供する電気の不足電力量（以下「Ｎ－１電制時調達不足電力量」といいます。）の調達に要した費用の実費相当額に、Ｎ－１電制が実施された発電設備等を再度起動するために要した燃料費等の費用の実費を加えた金額から、Ｎ－１電制が実施されなかったとしたときにその発電設備等がＮ－１電制時調達不足電力量を発電または放電するのに要したであろう費用に相当する金額を差し引いた金額について、電力広域的運営推進機関が認める範囲においてＮ－１電制オペレーション費用として発電契約者にお支払いいたします。	（７）　当社は、（２）または（３）によって、発電者の発電もしくは放電または需要者の電気の使用を制限し、または中止した場合、これにともなう料金の減額は行ないません。 （８）　予備送電サービスの使用を制限し、または中止した場合、これにともなう料金の減額は行ないません。 （９）　当社は、（２）イの場合で、発電量調整供給に係る発電設備等に対してＮ－１電制を実施したときは、これにより生じた小売電気事業、特定送配電事業または自己等への電気の供給の用に供する電気の不足電力量（以下「Ｎ－１電制時調達不足電力量」といいます。）の調達に要した費用の実費相当額に、Ｎ－１電制が実施された発電設備等を再度起動するために要した燃料費等の費用の実費を加えた金額から、Ｎ－１電制が実施されなかったとしたときにその発電設備等がＮ－１電制時調達不足電力量を発電または放電するのに要したであろう費用に相当する金額を差し引いた金額について、電力広域的運営推進機関が認める範囲においてＮ－１電制オペレーション費用として発電契約者にお支払いいたします。
41　契約超過金 （１）　契約者が接続送電サービス契約電力、臨時接続送電サービス契約電力または予備送電サービス契約電力をこえて電気を使用された場合には、当社の責めとなる理由による場合を除き、当社は、契約超過電力に接続送電サービスもしくは臨時接続送電サービスの該当基本料金率または予備送電サービスの該当料金率を乗じてえた金額をその１月の力率により割引または割増ししたもの（ただし、予備送電サービス契約電力をこえて電気を使用された場合は、力率による割引または割増しをいたしません。）の 1.5 倍に相当する金額を、契約超過金として契約者から申し受けます。 　なお、この場合、契約超過電力とは、その１月の最大需要電力等から接続送電サービス契約電力、臨時接続送電サービス契約電力または予備送電サービス契約電力を差し引いた値といたします。 　また、当社が分割接続供給を行なう供給地点において、いずれかの契約者が接続送電サービス契約電力、臨時接続送電サービス契約電力または予備送電サービス契約電力をこえて当社のサービスを利用された場合は、それぞれの契約者に係る接続送電サービス、臨時接続送電サービスまたは予備送電サービスにおける契約超過金とあわせて、33（料金の算定）(11)、(12)または(13)にもとづき料金の調整を行なうために、１供給地点につき、１接続送電サービス、１臨時接続送電サービスまたは１予備送電サービスを適用したときの契約超過金を算定し、それぞれ	41　契約超過金 （１）　契約者が接続送電サービス契約電力、臨時接続送電サービス契約電力または予備送電サービス契約電力をこえて電気を使用された場合には、当社の責めとなる理由による場合を除き、当社は、契約超過電力に接続送電サービスもしくは臨時接続送電サービスの該当基本料金率または予備送電サービスの該当料金率を乗じてえた金額をその１月の力率により割引または割増ししたもの（ただし、予備送電サービス契約電力をこえて電気を使用された場合は、力率による割引または割増しをいたしません。）の 1.5 倍に相当する金額を、契約超過金として契約者から申し受けます。 　なお、この場合、契約超過電力とは、その１月の最大需要電力等から接続送電サービス契約電力、臨時接続送電サービス契約電力または予備送電サービス契約電力を差し引いた値といたします。 　また、当社が分割接続供給を行なう供給地点において、いずれかの契約者が接続送電サービス契約電力、臨時接続送電サービス契約電力または予備送電サービス契約電力をこえて当社のサービスを利用された場合は、それぞれの契約者に係る接続送電サービス、臨時接続送電サービスまたは予備送電サービスにおける契約超過金とあわせて、33（料金の算定）(11)、(12)または(13)にもとづき料金の調整を行なうために、１供給地点につき、１接続送電サービス、１臨時接続送電サービスまたは１予備送電サービスを適用したときの契約超過金を算定し、それぞれ

旧	新
の契約者に係る接続送電サービス、臨時接続送電サービスまたは予備送電サービスにおける契約超過金の合計と、１供給地点につき、１接続送電サービス、１臨時接続送電サービスまたは１予備送電サービスを適用した場合における契約超過金との間に差が生ずるときは、33（料金の算定）(11)、(12)または(13)に準じて契約超過金の調整を~~実施いたします~~。	の契約者に係る接続送電サービス、臨時接続送電サービスまたは予備送電サービスにおける契約超過金の合計と、１供給地点につき、１接続送電サービス、１臨時接続送電サービスまたは１予備送電サービスを適用した場合における契約超過金との間に差が生ずるときは、33（料金の算定）(11)、(12)または(13)に準じて契約超過金の調整を行ないます。
Ⅵ　契約の変更および終了 51　契約の変更 （追加）	Ⅵ　契約の変更および終了 51　契約の変更 （６）　混雑緩和希望者提起による系統増強プロセス（以下「混雑緩和プロセス」といいます。）により供給設備の変更を希望される場合で、発電契約者が発電量調整供給契約を変更するときの(１)による発電量調整供給契約の変更は、次のとおりといたします。 イ　事前照会の申込み （イ）　発電契約者は、混雑緩和プロセスの概要検討（以下「概要検討」といいます。）の申込みに先だち、当社所定の様式により、混雑緩和プロセスの事前照会（以下「事前照会」といいます。）の申込みをしていただきます。 （ロ）　当社は、原則として事前照会の申込みから２月以内に検討結果をお知らせいたします。 ロ　概要検討の申込み （イ）　発電契約者は、混雑緩和プロセス開始の申込みに先だち、当社所定の様式により、イ(ロ)の検討結果をお知らせした日から２月以内に概要検討の申込みをしていただきます。 （ロ）　当社は、原則として概要検討の申込みから３月以内に検討結果をお知らせいたします。 （ハ）　当社は、１受電地点１検討につき22万円を調査料として、概要検討の申込み時に発電契約者から申し受けます。 ハ　混雑緩和プロセス開始の申込み 発電契約者が混雑緩和プロセスを希望される場合で、電力広域的運営推進機関送配電等業務指針に定める混雑緩和プロセスに関する保証金（以下「混雑緩和プロセスに関する保証金」といい、その金額は電力広域的運営推進機関業務規程に定める方法により算定いたします。）を要するときは、混雑緩和プロセスに関する保証金をお支払いいただき、ロ(ロ)の検討結果をお知らせした日から１月以内に混雑緩和プロセス開始の申込みをしていただきます。 なお、発電契約者が追加混雑緩和希望者の募集が開始された混雑緩和プロセスへ参加を希望される場合で、混雑緩和プロセスに関する保証金を要するときは、混雑緩和プロセスに関する保証金をお支払いいただき、募集開始日から２月以内に応募をしていただきます。 また、混雑緩和プロセスにもとづき工事費負担金補償金を定める場合は、当社と工事費負担金の補償に関する契約を締結していただきます。
54　供給開始後の契約の消滅または変更にともなう料金および工事費の精算 （１）　次の場合には、当社は、接続供給契約の消滅または変更の日に料金および工事費を契約者に、発電量調整供給契約の消滅または変更の日に料金および工事費を発電契約者に、それぞれ精算していただきます。 なお、この場合は、受電地点または供給地点ごとに精算するものといたします。ただし、分割接続供給の場合は、供給地点に係る接続供給契約ごとに精算するものといたします。 イ　接続供給の場合 （イ）　低圧で供給する場合	54　供給開始後の契約の消滅または変更にともなう料金および工事費の精算 （１）　次の場合には、当社は、接続供給契約の消滅または変更の日に料金および工事費を契約者に、発電量調整供給契約の消滅または変更の日に料金および工事費を発電契約者に、それぞれ精算していただきます。 なお、この場合は、受電地点または供給地点ごとに精算するものといたします。ただし、分割接続供給の場合は、供給地点に係る接続供給契約ごとに精算するものといたします。 イ　接続供給の場合 （イ）　低圧で供給する場合

旧	新
a　契約者が接続送電サービス契約電力または接続送電サービス契約容量を新たに設定し、または増加された後1年に満たないでこれを消滅させる場合は、それまでの期間の接続送電サービス料金について、さかのぼって、新たに設定し、または増加された接続送電サービス契約電力または接続送電サービス契約容量分につき、電灯標準接続送電サービス、電灯時間帯別接続送電サービスまたは電灯従量接続送電サービスの適用を受けていた場合は該当料金の10パーセントを割増ししたものを適用し、動力標準接続送電サービス、動力時間帯別接続送電サービスまたは動力従量接続送電サービスの適用を受けていた場合は該当料金の20パーセントを割増ししたものを適用いたします。また、当社は、契約者が接続送電サービス契約電力または接続送電サービス契約容量を新たに設定し、または増加されたことにともない新たに施設した供給設備について、72（臨時工事費）の臨時工事費として算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額を~~申し受けます~~。 　なお、増加後に消滅させる場合には、それぞれの接続供給電力量は、接続送電サービス契約電力または接続送電サービス契約容量の増加分と残余分の比であん分したものといたします。 b　契約者が接続送電サービス契約電力または接続送電サービス契約容量を新たに設定し、または増加された後1年に満たないでこれを減少しようとされる場合は、それまでの期間の接続送電サービス料金について、さかのぼって、減少される接続送電サービス契約電力または接続送電サービス契約容量分につき、電灯標準接続送電サービス、電灯時間帯別接続送電サービスまたは電灯従量接続送電サービスの適用を受けていた場合は該当料金の10パーセントを割増ししたものを適用し、動力標準接続送電サービス、動力時間帯別接続送電サービスまたは動力従量接続送電サービスの適用を受けていた場合は該当料金の20パーセントを割増ししたものを適用いたします。また、当社の供給設備のうち接続送電サービス契約電力または接続送電サービス契約容量の減少に見合う部分について、72（臨時工事費）の臨時工事費として算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額を~~申し受けます~~。 　なお、この場合には、それぞれの接続供給電力量は、接続送電サービス契約電力または接続送電サービス契約容量の減少分と残余分の比であん分したものといたします。	a　契約者が接続送電サービス契約電力または接続送電サービス契約容量を新たに設定し、または増加された後1年に満たないでこれを消滅させる場合は、それまでの期間の接続送電サービス料金について、さかのぼって、新たに設定し、または増加された接続送電サービス契約電力または接続送電サービス契約容量分につき、電灯標準接続送電サービス、電灯時間帯別接続送電サービスまたは電灯従量接続送電サービスの適用を受けていた場合は該当料金の10パーセントを割増ししたものを適用し、動力標準接続送電サービス、動力時間帯別接続送電サービスまたは動力従量接続送電サービスの適用を受けていた場合は該当料金の20パーセントを割増ししたものを適用いたします。また、当社は、契約者が接続送電サービス契約電力または接続送電サービス契約容量を新たに設定し、または増加されたことにともない新たに施設した供給設備について、72（臨時工事費）の臨時工事費として算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額を精算いたします。 　なお、増加後に消滅させる場合には、それぞれの接続供給電力量は、接続送電サービス契約電力または接続送電サービス契約容量の増加分と残余分の比であん分したものといたします。 b　契約者が接続送電サービス契約電力または接続送電サービス契約容量を新たに設定し、または増加された後1年に満たないでこれを減少しようとされる場合は、それまでの期間の接続送電サービス料金について、さかのぼって、減少される接続送電サービス契約電力または接続送電サービス契約容量分につき、電灯標準接続送電サービス、電灯時間帯別接続送電サービスまたは電灯従量接続送電サービスの適用を受けていた場合は該当料金の10パーセントを割増ししたものを適用し、動力標準接続送電サービス、動力時間帯別接続送電サービスまたは動力従量接続送電サービスの適用を受けていた場合は該当料金の20パーセントを割増ししたものを適用いたします。また、当社の供給設備のうち接続送電サービス契約電力または接続送電サービス契約容量の減少に見合う部分について、72（臨時工事費）の臨時工事費として算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額を精算いたします。 　なお、この場合には、それぞれの接続供給電力量は、接続送電サービス契約電力または接続送電サービス契約容量の減少分と残余分の比であん分したものといたします。
（ロ）　高圧または特別高圧で供給する場合 a　契約者が接続送電サービス契約電力または予備送電サービス契約電力を新たに設定し、または増加された後1年に満たないでこれを消滅させる場合は、それまでの期間の接続送電サービス料金または予備送電サービス料金について、さかのぼって、新たに設定し、または増加された契約電力分につき該当料金の20パーセントを割増ししたものを適用いたします。また、当社は、契約者が接続送電サービス契約電力を新たに設定し、または増加されたことにともない新たに施設した供給設備について、72（臨時工事費）の臨時工事費として算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額を~~申し受けます~~。 　なお、増加後に消滅させる場合には、それぞれの接続供給電力量は、接続送電サービス契約電力の増加分と残余分の比であん分したものといたします。 b　契約者が接続送電サービス契約電力または予備送電サービス契約電力を新たに設定し、または増加された後1年に満たないでこれを減少しようとされる場合は、それまでの期間の接続送電サービス料金または予備送電サービス料金について、さかのぼって、減少契約電力分につき該当料金の20パーセントを割増ししたものを適用いたします。また、当社の供給設備のうち接続送電サービス契約電力または予備送電サービス契約電力の減少に見合う部分について、72（臨時工事費）の臨時工事費として算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額を~~申し受けます~~。	（ロ）　高圧または特別高圧で供給する場合 a　契約者が接続送電サービス契約電力または予備送電サービス契約電力を新たに設定し、または増加された後1年に満たないでこれを消滅させる場合は、それまでの期間の接続送電サービス料金または予備送電サービス料金について、さかのぼって、新たに設定し、または増加された契約電力分につき該当料金の20パーセントを割増ししたものを適用いたします。また、当社は、契約者が接続送電サービス契約電力または予備送電サービス契約電力を新たに設定し、または増加されたことにともない新たに施設した供給設備について、72（臨時工事費）の臨時工事費として算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額を精算いたします。 　なお、増加後に消滅させる場合には、それぞれの接続供給電力量は、接続送電サービス契約電力の増加分と残余分の比であん分したものといたします。 b　契約者が接続送電サービス契約電力または予備送電サービス契約電力を新たに設定し、または増加された後1年に満たないでこれを減少しようとされる場合は、それまでの期間の接続送電サービス料金または予備送電サービス料金について、さかのぼって、減少契約電力分につき該当料金の20パーセントを割増ししたものを適用いたします。また、当社の供給設備のうち接続送電サービス契約電力または予備送電サービス契約電力の減少に見合う部分について、72（臨時工事費）の臨時工事費として算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額を精算いたします。

旧	新
なお、この場合には、それぞれの接続供給電力量は、接続送電サービス契約電力の減少分と残余分の比であん分したものといたします。 ｃ　分割接続供給の場合は、ａおよびｂにかかわらず、次のとおりといたします。 （ａ）　契約者が、１供給地点につき、１接続送電サービスまたは１予備送電サービスを適用した場合の接続送電サービス契約電力または予備送電サービス契約電力を新たに設定し、または増加された後１年に満たないでこれを消滅させる場合は、それまでの期間の双方の契約者に係る接続送電サービス料金または予備送電サービス料金および１供給地点につき、１接続送電サービスまたは１予備送電サービスを適用した場合の接続送電サービス料金または予備送電サービス料金について、さかのぼって、新たに設定し、または増加された契約電力分につき該当料金の 20 パーセントを割増ししたものを適用いたします。また、当社は、契約者が、１供給地点につき、１接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービス契約電力を新たに設定し、または増加されたことにともない新たに施設した供給設備について、72（臨時工事費）の臨時工事費として算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額を、双方の契約者と当社との協議によって、一方または双方の契約者~~から申し受けます~~。 なお、増加後に消滅させる場合には、それぞれの接続供給電力量は、接続送電サービス契約電力の増加分と残余分の比であん分したものといたします。 （ｂ）　契約者が、１供給地点につき、１接続送電サービスまたは１予備送電サービスを適用した場合の接続送電サービス契約電力または予備送電サービス契約電力を新たに設定し、または増加された後１年に満たないでこれを減少しようとされる場合は、それまでの期間の双方の契約者に係る接続送電サービス料金または予備送電サービス料金および１供給地点につき、１接続送電サービスまたは１予備送電サービスを適用した場合の接続送電サービス料金または予備送電サービス料金について、さかのぼって、減少契約電力分につき該当料金の 20 パーセントを割増ししたものを適用いたします。また、当社の供給設備のうち、１供給地点につき、１接続送電サービスまたは１予備送電サービスを適用した場合の接続送電サービス契約電力または予備送電サービス契約電力の減少に見合う部分について、72（臨時工事費）の臨時工事費として算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額を、双方の契約者と当社との協議によって、一方または双方の契約者~~から申し受けます~~。 なお、この場合には、それぞれの接続供給電力量は、接続送電サービス契約電力の減少分と残余分の比であん分したものといたします。	なお、この場合には、それぞれの接続供給電力量は、接続送電サービス契約電力の減少分と残余分の比であん分したものといたします。 ｃ　分割接続供給の場合は、ａおよびｂにかかわらず、次のとおりといたします。 （ａ）　契約者が、１供給地点につき、１接続送電サービスまたは１予備送電サービスを適用した場合の接続送電サービス契約電力または予備送電サービス契約電力を新たに設定し、または増加された後１年に満たないでこれを消滅させる場合は、それまでの期間の双方の契約者に係る接続送電サービス料金または予備送電サービス料金および１供給地点につき、１接続送電サービスまたは１予備送電サービスを適用した場合の接続送電サービス料金または予備送電サービス料金について、さかのぼって、新たに設定し、または増加された契約電力分につき該当料金の 20 パーセントを割増ししたものを適用いたします。また、当社は、契約者が、１供給地点につき、１接続送電サービス<u>または１予備送電サービス</u>を適用した場合の接続送電サービス契約電力<u>または予備送電サービス契約電力</u>を新たに設定し、または増加されたことにともない新たに施設した供給設備について、72（臨時工事費）の臨時工事費として算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額を、双方の契約者と当社との協議によって、一方または双方の契約者<u>と精算いたします</u>。 なお、増加後に消滅させる場合には、それぞれの接続供給電力量は、接続送電サービス契約電力の増加分と残余分の比であん分したものといたします。 （ｂ）　契約者が、１供給地点につき、１接続送電サービスまたは１予備送電サービスを適用した場合の接続送電サービス契約電力または予備送電サービス契約電力を新たに設定し、または増加された後１年に満たないでこれを減少しようとされる場合は、それまでの期間の双方の契約者に係る接続送電サービス料金または予備送電サービス料金および１供給地点につき、１接続送電サービスまたは１予備送電サービスを適用した場合の接続送電サービス料金または予備送電サービス料金について、さかのぼって、減少契約電力分につき該当料金の 20 パーセントを割増ししたものを適用いたします。また、当社の供給設備のうち、１供給地点につき、１接続送電サービスまたは１予備送電サービスを適用した場合の接続送電サービス契約電力または予備送電サービス契約電力の減少に見合う部分について、72（臨時工事費）の臨時工事費として算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額を、双方の契約者と当社との協議によって、一方または双方の契約者<u>と精算いたします</u>。 なお、この場合には、それぞれの接続供給電力量は、接続送電サービス契約電力の減少分と残余分の比であん分したものといたします。
55　解約等 （６）　発電量調整供給契約または系統連系受電契約の場合で、発電量調整供給契約または系統連系受電契約を締結している発電場所と同一の場所である需要場所において締結している接続供給契約（発電設備等に係る供給地点の接続供給契約に限ります。）が（１）によって解約されたときは、発電契約者または発電者からの申出がない場合であっても、当社は、当該発電場所に係る発電量調整供給を終了させるための処置を行ないます。 この場合、当社が当該発電場所に係る発電量調整供給を終了させるための処置を行なった日に発電量調整供給契約および系統連系受電契約は変更され、または消滅するものといたします。	55　解約等 （６）　発電量調整供給契約または系統連系受電契約の場合で、発電量調整供給契約または系統連系受電契約を締結している発電場所と同一の場所である需要場所において締結している接続供給契約（発電設備等に係る供給地点の接続供給契約に限ります。<u>また、分割接続供給の場合は、当該供給地点に係るすべての接続供給契約といたします。</u>）が（１）によって解約されたときは、発電契約者または発電者からの申出がない場合であっても、当社は、当該発電場所に係る発電量調整供給を終了させるための処置を行ないます。 この場合、当社が当該発電場所に係る発電量調整供給を終了させるための処置を行なった日に発電量調整供給契約および系統連系受電契約は変更され、または消滅するものといたします。
Ⅷ　工事費の負担 66　受電地点への供給設備の工事費負担金	Ⅷ　工事費の負担 66　受電地点への供給設備の工事費負担金

<table>
<tr><th>旧</th><th>新</th></tr>
<tr><td>（３） 受電地点への供給設備を変更する場合の工事費負担金
イ 発電契約者が契約受電電力または予備送電サービス契約電力の増加にともなわないで、発電契約者の希望によって当該受電地点への供給設備を変更する場合は、62（引込線の接続）、63（計量器等の取付け）または64（通信設備等の施設）によって実費相当額を申し受ける場合を除き、当社は、その工事費の全額を工事費負担金として発電契約者から申し受けます。
ロ 44（託送供給等にともなう協力）によって受電地点への供給設備を新たに施設または変更する場合には、当社は、その工事費の全額を工事費負担金として発電契約者から申し受けます。</td><td>（３） 受電地点への供給設備を変更する場合の工事費負担金
イ 発電契約者が契約受電電力または予備送電サービス契約電力の増加にともなわないで、発電契約者の希望によって当該受電地点への供給設備を変更する場合は、62（引込線の接続）、63（計量器等の取付け）または64（通信設備等の施設）によって実費相当額を申し受ける場合を除き、当社は、その工事費の全額を工事費負担金として発電契約者から申し受けます。
ロ 混雑緩和プロセスにより供給設備を変更する場合は、イにかかわらず、その工事費のうち、発電等設備の設置に伴う電力系統の増強及び事業者の費用負担等の在り方に関する指針にもとづき算定した金額を工事費負担金として発電契約者から申し受けます。
ハ 44（託送供給等にともなう協力）によって受電地点への供給設備を新たに施設または変更する場合には、当社は、その工事費の全額を工事費負担金として発電契約者から申し受けます。</td></tr>
<tr><td>69 供給地点への供給設備の工事費負担金
（１） 供給側接続設備の工事費負担金
ロ 特別高圧で供給する場合
（イ） 契約者が新たに接続供給を開始し、または接続送電サービス契約電力を増加される場合（新たに接続供給を開始される場合で、当該接続供給を開始される前から引き続き当社の供給設備を利用され、かつ、下位の供給電圧に変更されるときを除きます。）で、これにともない新たに施設される供給側接続設備（専用供給設備および予備供給設備を除きます。）についてａにより算定される工事費がｂの当社負担額をこえるときには、当社は、その超過額を工事費負担金として契約者から申し受けます。この場合、工事費負担金は、供給地点ごとに算定いたします。
ａ 工事費
（ａ） 架空供給側接続設備の場合
（工事こう長100メートル当たり）
<table><tr><td rowspan="3">新増加接続送電サービス契約電力１キロワットにつき</td><td>標準電圧 20,000 ボルトで供給する場合</td><td>550円00銭</td></tr><tr><td>標準電圧 60,000 ボルトで供給する場合</td><td>176円00銭</td></tr><tr><td>標準電圧 100,000 ボルトで供給する場合</td><td>110円00銭</td></tr></table>なお、標準電圧20,000ボルトで当社が供給する場合で、支持物に電柱を使用するときには、その部分の単価は、上表の該当欄の単価の15パーセントといたします。
（ｂ） 地中供給側接続設備の場合
（工事こう長100メートル当たり）</td><td>69 供給地点への供給設備の工事費負担金
（１） 供給側接続設備の工事費負担金
ロ 特別高圧で供給する場合
（イ） 契約者が新たに接続供給を開始し、または接続送電サービス契約電力を増加される場合（新たに接続供給を開始される場合で、当該接続供給を開始される前から引き続き当社の供給設備を利用され、かつ、下位の供給電圧に変更されるときを除きます。）で、これにともない新たに施設される供給側接続設備（専用供給設備および予備供給設備を除きます。）についてａにより算定される工事費がｂの当社負担額をこえるときには、当社は、その超過額を工事費負担金として契約者から申し受けます。この場合、工事費負担金は、供給地点ごとに算定いたします。
ａ 工事費
（ａ） 架空供給側接続設備の場合
（工事こう長100メートル当たり）
<table><tr><td rowspan="3">新増加接続送電サービス契約電力１キロワットにつき</td><td>標準電圧 20,000 ボルトで供給する場合</td><td>550円00銭</td></tr><tr><td>標準電圧 60,000 ボルトで供給する場合</td><td>176円00銭</td></tr><tr><td>標準電圧 100,000 ボルトで供給する場合</td><td>110円00銭</td></tr></table>なお、標準電圧20,000ボルトで当社が供給する場合で、支持物に電柱を使用するときには、その部分の単価は、上表の該当欄の単価の15パーセントといたします。
また、標準電圧20,000ボルト、60,000ボルトまたは100,000ボルト以外の電圧で当社が供給する場合は、その工事費の全額といたします。
（ｂ） 地中供給側接続設備の場合
（工事こう長100メートル当たり）</td></tr>
</table>

旧	新
<table><tr><td rowspan="3">新増加接続送電サービス契約電力1キロワットにつき</td><td>標準電圧 20,000 ボルトで供給する場合</td><td>660円00銭</td></tr><tr><td>標準電圧 60,000 ボルトで供給する場合</td><td>539円00銭</td></tr><tr><td>標準電圧 100,000 ボルトで供給する場合</td><td>319円00銭</td></tr></table> なお、張替えを行なう場合には、その部分の単価は、上表の該当欄の単価の20パーセントといたします。 （4） 工事費の算定 ヘ （2)ロの場合の工事費は、次のとおりといたします。	<table><tr><td rowspan="3">新増加接続送電サービス契約電力1キロワットにつき</td><td>標準電圧 20,000 ボルトで供給する場合</td><td>660円00銭</td></tr><tr><td>標準電圧 60,000 ボルトで供給する場合</td><td>539円00銭</td></tr><tr><td>標準電圧 100,000 ボルトで供給する場合</td><td>319円00銭</td></tr></table> なお、張替えを行なう場合には、その部分の単価は、上表の該当欄の単価の20パーセントといたします。 また、標準電圧20,000ボルト、60,000ボルトまたは100,000ボルト以外の電圧で当社が供給する場合は、その工事費の全額といたします。 （4） 工事費の算定 ヘ （2)ロの場合（特別高圧で供給する場合は、標準電圧20,000ボルト、60,000ボルトまたは100,000ボルトで当社が供給するときに限ります。）の工事費は、次のとおりといたします。
70 工事費負担金の申受けおよび精算 （1） 当社は、工事費負担金を原則として工事着手前に契約者または発電契約者から申し受けます。 なお、9（検討および契約の申込み）（4)にもとづき系統連系保証金を申し受けた場合は、系統連系保証金を工事費負担金に充当いたします。	70 工事費負担金の申受けおよび精算 （1） 当社は、工事費負担金を原則として工事着手前に契約者または発電契約者から申し受けます。 なお、9（検討および契約の申込み）（4)にもとづき系統連系保証金を申し受けた場合または51（契約の変更）（6)ハにもとづき混雑緩和プロセスに関する保証金を申し受けた場合は、系統連系保証金または混雑緩和プロセスに関する保証金を工事費負担金に充当いたします。
71 供給開始に至らないで契約を廃止または変更される場合の費用の申受け （追加）	71 供給開始に至らないで契約を廃止または変更される場合等の費用の申受け （3） 混雑緩和プロセスにともなう供給設備の変更を中止される場合等の費用の申受け 混雑緩和プロセスにともない供給設備の一部または全部を変更した後、発電契約者または発電者の都合によって供給設備の変更を中止される場合等は、当社は、要した費用の実費を発電契約者から申し受けます。ただし、発電契約者との間で混雑緩和プロセスにもとづき工事費負担金補償金を定める場合は、供給設備の工事を行なう前であっても、原則としてその金額を発電契約者から申し受けます。 なお、電力広域的運営推進機関送配電等業務指針に定める混雑緩和プロセスに関する保証金を返還する事情に該当する場合は、当社は、混雑緩和プロセスに関する保証金をお返しいたします。 また、実際に供給設備の工事を行なわなかった場合であっても、測量監督等に費用を要したときは、その実費を発電契約者から申し受けます。
附則 1 この約款の実施期日 この約款は、~~2024年10月1日~~から実施いたします。	附則 1 この約款の実施期日 この約款は、2025年4月1日から実施いたします。
3 揚水発電設備等が設置された需要場所に接続供給を行なう場合の特別措置	3 揚水発電設備等が設置された需要場所に接続供給を行なう場合の特別措置

旧	新
（１）に定める適用範囲に該当する接続供給契約で、あらかじめ契約者から申出がある場合は、料金および必要となるその他の供給条件は次のとおりといたします。 （１） 適用範囲 イ ~~揚水発電設備または蓄電池（以下「揚水発電設備等」といいます。）~~が設置された需要場所に供給され揚水または蓄電された接続供給に係る電気が、当該需要場所以外の需要場所に託送供給される場合であること。	（１）に定める適用範囲に該当する接続供給契約で、あらかじめ契約者から申出がある場合は、料金および必要となるその他の供給条件は次のとおりといたします。 （１） 適用範囲 イ 揚水発電設備等が設置された需要場所に供給され揚水または蓄電された接続供給に係る電気が、当該需要場所以外の需要場所に託送供給される場合であること。
４ 発電量調整供給契約についての特別措置［再生可能エネルギー発電設備］ （１） 契約者が特定契約を締結している場合もしくは特定送配電事業者が特定契約を締結している場合または契約者が当社と再生可能エネルギー電気卸供給契約を締結し、指定した再生可能エネルギー発電設備から電気を調達する場合は、原則として、契約者または特定送配電事業者との間で発電量調整供給契約を締結し、特例発電バランシンググループを設定していただきます。この場合、契約者が締結する特定契約に係る発電設備、特定送配電事業者が締結する特定契約に係る発電設備および当社との再生可能エネルギー電気卸供給契約に係る発電設備は、同一のバランシンググループに属することはできないものといたします。 （２）（１）により発電量調整供給契約を締結する場合において、発電量調整供給契約（発電者から電気を受電する場合に限ります。）の申込みに先立ち、契約者（当社と再生可能エネルギー電気卸供給契約を締結する契約者を除きます。）または特定送配電事業者は、受電地点特定番号を明らかにして、申込書（当社所定の様式によります。）により、受電側接続検討の申込みをしていただきます。 （５）（１）により発電量調整供給契約を締結する場合において、契約者（特定送配電事業者が契約者となる場合を除きます。）が希望されるときは、契約者の指定する発電バランシンググループ（当該発電バランシンググループにおける特定契約が 2016 年４月１日以降に締結され、かつ、再生可能エネルギー特別措置法第２条第３項第５号に定めるバイオマスを電気に変換する認定発電設備~~（~~以下「バイオマス発電設備」といいます。~~）~~であって化石燃料を混焼するもの〔再生可能エネルギー特別措置法施行規則第 14 条第８号ニに定める地域資源バイオマス発電設備を除きます。〕であるときを除きます。）に係る料金および必要となるその他の供給条件は次のとおりといたします。	４ 発電量調整供給契約についての特別措置［再生可能エネルギー発電設備］ （１） 契約者が特定契約を締結している場合もしくは特定送配電事業者が特定契約を締結している場合または契約者が当社と再生可能エネルギー電気卸供給契約を締結し、指定した再生可能エネルギー発電設備から電気を調達する場合は、原則として、契約者または特定送配電事業者との間で発電量調整供給契約を締結し、特例発電バランシンググループを設定していただきます。この場合、契約者が締結する特定契約に係る再生可能エネルギー発電設備、特定送配電事業者が締結する特定契約に係る再生可能エネルギー発電設備および当社との再生可能エネルギー電気卸供給契約に係る再生可能エネルギー発電設備は、同一のバランシンググループに属することはできないものといたします。 （２）（１）により発電量調整供給契約を締結する場合において、発電量調整供給契約（発電者から電気を受電する場合に限ります。）の申込みに先だち、契約者（当社と再生可能エネルギー電気卸供給契約を締結する契約者を除きます。）または特定送配電事業者は、受電地点特定番号を明らかにして、申込書（当社所定の様式によります。）により、受電側接続検討の申込みをしていただきます。 （５）（１）により発電量調整供給契約を締結する場合において、契約者（特定送配電事業者が契約者となる場合を除きます。）が希望されるときは、契約者の指定する発電バランシンググループ（当該発電バランシンググループにおける特定契約が 2016 年４月１日以降に締結され、かつ、再生可能エネルギー特別措置法第２条第３項第５号に定めるバイオマスを電気に変換する認定発電設備（以下「バイオマス発電設備」といいます。）であって化石燃料を混焼するもの〔再生可能エネルギー特別措置法施行規則第 14 条第８号ニに定める地域資源バイオマス発電設備を除きます。〕であるときを除きます。）に係る料金および必要となるその他の供給条件は次のとおりといたします。
５ 離島についての特別措置 （１） 系統連系受電サービス料金 電気事業法第２条第１項第８号イに定める離島（以下「離島」といいます。）における系統連系受電サービス料金の基本料金は、22（系統連系受電サービス）（３）イにかかわらず、次のとおりといたします。	５ 離島についての特別措置 （１） 系統連系受電サービス料金 電気事業法第２条第１項第８号イに定める離島（以下「離島」といいます。）における系統連系受電サービスの基本料金は、22（系統連系受電サービス）（３）イにかかわらず、次のとおりといたします。
９ 損害賠償の免責についての特別措置［再生可能エネルギー発電設備］ 発電者が再生可能エネルギー特別措置法附則第４条第１項に定める旧特定供給者に該当する場合で、39（給電指令の実施等）によって発電者の発電を制限し、または中止したことにより、発電者が損害（再生可能エネルギー特別措置法施行規則第 14 条第８号トにおいて特定契約申込者が補償を求めることができるとされている場合の損害に限ります。）を受けたときは、49（損害賠償の免責）（１）にかかわらず、発電契約者の求めに応じ、当社は、当該損害について、再生可能エネルギー特別措置法施行規則第 14 条第８号トに定める額を限度として、補償するものといたします。 なお、当社は、同一の原因により発電契約者または発電者の受けた当該損害について、賠償の責めを負いません。	９ 損害賠償の免責についての特別措置［再生可能エネルギー発電設備］ 発電者が再生可能エネルギー特別措置法附則第４条第１項に定める旧特定供給者に該当する場合で、39（給電指令の実施等）によって発電者の発電もしくは放電を制限し、または中止したことにより、発電者が損害（再生可能エネルギー特別措置法施行規則第 14 条第８号トにおいて特定契約申込者が補償を求めることができるとされている場合の損害に限ります。）を受けたときは、49（損害賠償の免責）（１）にかかわらず、発電契約者の求めに応じ、当社は、当該損害について、再生可能エネルギー特別措置法施行規則第 14 条第８号トに定める額を限度として、補償するものといたします。 なお、当社は、同一の原因により発電契約者または発電者の受けた当該損害について、賠償の責めを負いません。
10 軽負荷期等における電気の使用に係る特別措置	10 軽負荷期等における電気の使用に係る特別措置

旧	新
（１） 需要者の発電設備の停止または出力の抑制により生じた不足電力の補給にあてるための電気を使用される場合における特別措置 イに定める適用範囲に該当する接続供給契約で、あらかじめ契約者からこの特別措置の適用の申出がある場合の料金および必要となるその他の供給条件は、当分の間、次のとおりといたします。 イ 適用範囲 契約者が次の時間帯に、19（接続送電サービス）（２）ニによって接続送電サービス契約電力を定める供給地点において、需要者の発電設備の停止または出力の抑制により生じた不足電力の補給にあてるための電気を使用する場合に適用いたします。 （イ） ~~軽負荷期（毎年４月１日から５月31日までの期間および10月１日から11月30日までの期間をいいます。）における土曜日、日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日、５月１日および５月２日の~~午前８時から午後４時までの時間	（１） 需要者の発電設備の停止または出力の抑制により生じた不足電力の補給にあてるための電気を使用される場合における特別措置 イに定める適用範囲に該当する接続供給契約で、あらかじめ契約者からこの特別措置の適用の申出がある場合の料金および必要となるその他の供給条件は、当分の間、次のとおりといたします。 イ 適用範囲 契約者が次の時間帯に、19（接続送電サービス）（２）ニによって接続送電サービス契約電力を定める供給地点において、需要者の発電設備の停止または出力の抑制により生じた不足電力の補給にあてるための電気を使用する場合に適用いたします。 （イ） 毎年３月１日から６月30日までの期間および10月１日から11月30日までの期間（以下、附則10において「対象期間」といいます。）における毎日午前８時から午後４時までの時間（ただし、11月１日から11月30日までの期間は土曜日、日曜日および「国民の祝日に関する法律」に規定する休日の該当する時間に限ります。）
（２） １年を通じての最大需要電力等が負荷移行先時間に発生する場合の取扱いについての特別措置 イ 19（接続送電サービス）（４）の適用を受ける供給地点において、需要者が~~軽負荷期~~における土曜日の午前８時から午後４時までの時間または再生可能エネルギー発電設備出力抑制対象時間に負荷移行を行ない、１年を通じての最大需要電力等が負荷移行先時間（夜間時間、~~軽負荷期~~における土曜日の午前８時から午後４時までの時間および再生可能エネルギー発電設備出力抑制対象時間をいいます。）に発生する場合で、契約者と当社との協議が~~整った~~ときのその供給地点の各月の接続送電サービス料金は、当分の間、19（接続送電サービス）（４）にかかわらず、19（接続送電サービス）（３）によって算定された金額から(イ)によって算定されたピークシフト割引額を差し引いたものといたします。 ロ 高圧または特別高圧で供給する場合で、需要者が負荷移行元時間から負荷移行先時間への負荷移行を行なった結果、１年を通じての最大需要電力等が負荷移行先時間に発生し、かつ、契約者が標準接続送電サービスまたは時間帯別接続送電サービスの適用を受け、契約者と当社との協議が~~整った~~ときのその供給地点の各月の接続送電サービス料金は、当分の間、19（接続送電サービス）（３）によって算定された金額から(イ)によって算定されたピークシフト割引額を差し引いたものといたします。	（２） １年を通じての最大需要電力等が負荷移行先時間に発生する場合の取扱いについての特別措置 イ 19（接続送電サービス）（４）の適用を受ける供給地点において、需要者が対象期間（ただし、毎年３月１日から３月31日までおよび６月１日から６月30日までの期間を除きます。）における土曜日の午前８時から午後４時までの時間または再生可能エネルギー発電設備出力抑制対象時間に負荷移行を行ない、１年を通じての最大需要電力等が負荷移行先時間（夜間時間、対象期間〔ただし、毎年３月１日から３月31日までおよび６月１日から６月30日までの期間を除きます。〕における土曜日の午前８時から午後４時までの時間および再生可能エネルギー発電設備出力抑制対象時間をいいます。）に発生する場合で、契約者と当社との協議がととのったときのその供給地点の各月の接続送電サービス料金は、当分の間、19（接続送電サービス）（４）にかかわらず、19（接続送電サービス）（３）によって算定された金額から(イ)によって算定されたピークシフト割引額を差し引いたものといたします。 ロ 高圧または特別高圧で供給する場合で、需要者が負荷移行元時間から負荷移行先時間への負荷移行を行なった結果、１年を通じての最大需要電力等が負荷移行先時間に発生し、かつ、契約者が標準接続送電サービスまたは時間帯別接続送電サービスの適用を受け、契約者と当社との協議がととのったときのその供給地点の各月の接続送電サービス料金は、当分の間、19（接続送電サービス）（３）によって算定された金額から(イ)によって算定されたピークシフト割引額を差し引いたものといたします。
13 バランシンググループの設定に係る特別措置 （８） 発電量調整供給契約についての特別措置（再生可能エネルギー発電設備） イ 契約者が特定契約を締結している場合もしくは特定送配電事業者が特定契約を締結している場合または契約者が当社または配電事業者と再生可能エネルギー電気卸供給契約を締結し、指定した再生可能エネルギー発電設備から電気を調達する場合は、附則４（発電量調整供給契約についての特別措置~~（~~再生可能エネルギー発電設備~~）~~）（１）にかかわらず、原則として、当社の供給区域においては契約者または特定送配電事業者と当社との間で、配電事業者の供給区域においては契約者または特定送配電事業者と配電事業者との間で発電量調整供給契約を締結し、特例発電バランシンググループを設定していただきます。この場合、契約者が締結する特定契約に係る発電設備、特定送配電事業者が締結する特定契約に係る発電設備および当社または配電事業者との	13 バランシンググループの設定に係る特別措置 （８） 発電量調整供給契約についての特別措置（再生可能エネルギー発電設備） イ 契約者が特定契約を締結している場合もしくは特定送配電事業者が特定契約を締結している場合または契約者が当社または配電事業者と再生可能エネルギー電気卸供給契約を締結し、指定した再生可能エネルギー発電設備から電気を調達する場合は、附則４（発電量調整供給契約についての特別措置〔再生可能エネルギー発電設備〕）（１）にかかわらず、原則として、当社の供給区域においては契約者または特定送配電事業者と当社との間で、配電事業者の供給区域においては契約者または特定送配電事業者と配電事業者との間で発電量調整供給契約を締結し、特例発電バランシンググループを設定していただきます。この場合、契約者が締結する特定契約に係る再生可能エネルギー発電設備、特定送配電事業者が締結する特定契約に係る再生可能エネルギー発

旧	新
再生可能エネルギー電気卸供給契約に係る発電設備は、同一のバランシンググループに属することはできないものといたします。	電設備および当社または配電事業者との再生可能エネルギー電気卸供給契約に係る再生可能エネルギー発電設備は、同一のバランシンググループに属することはできないものといたします。
ロ　イにより発電量調整供給契約を締結する場合において、契約者（特定送配電事業者が契約者となる場合を除きます。）が希望されるときは、契約者の指定する発電バランシンググループ（当該発電バランシンググループにおける特定契約が2016年４月１日以降に締結され、かつ、バイオマス発電設備であって化石燃料を混焼するもの〔再生可能エネルギー特別措置法施行規則第14条第８号ニに定める地域資源バイオマス発電設備を除きます。〕であるときを除きます。）に係る料金および必要となるその他の供給条件は次のとおりといたします。	ロ　イにより発電量調整供給契約を締結する場合において、契約者（特定送配電事業者が契約者となる場合を除きます。）が希望されるときは、契約者の指定する発電バランシンググループ（当該発電バランシンググループにおける特定契約が2016年４月１日以降に締結され、かつ、バイオマス発電設備であって化石燃料を混焼するもの〔再生可能エネルギー特別措置法施行規則第14条第８号ニに定める地域資源バイオマス発電設備を除きます。〕であるときを除きます。）に係る料金および必要となるその他の供給条件は次のとおりといたします。
（イ）　発電量調整供給に係る料金は、附則４（発電量調整供給契約についての特別措置~~（再生可能エネルギー発電設備）~~）（５）ロにかかわらず、18（料金）（２）に定める料金、（ロ）により算定されるインバランスリスク料および再生可能エネルギー予測誤差対応調整力確保料といたします。ただし、契約者が当社または配電事業者と再生可能エネルギー電気卸供給契約を締結し、指定した再生可能エネルギー発電設備から電気を調達する場合は、インバランスリスク料および再生可能エネルギー予測誤差対応調整力確保料は申し受けません。	（イ）　発電量調整供給に係る料金は、附則４（発電量調整供給契約についての特別措置［再生可能エネルギー発電設備］）（５）ロにかかわらず、18（料金）（２）に定める料金、（ロ）により算定されるインバランスリスク料および再生可能エネルギー予測誤差対応調整力確保料といたします。ただし、契約者が当社または配電事業者と再生可能エネルギー電気卸供給契約を締結し、指定した再生可能エネルギー発電設備から電気を調達する場合は、インバランスリスク料および再生可能エネルギー予測誤差対応調整力確保料は申し受けません。
（ロ）　インバランスリスク料は、附則４（発電量調整供給契約についての特別措置~~（再生可能エネルギー発電設備）~~）（５）ホにかかわらず、特例発電バランシンググループにおける 30 分ごとの発電量調整受電電力量（配電事業者の約款に定める発電量調整受電電力量を含みます。）にインバランスリスク単価を適用してえられる金額のその１月の合計（合計額が負となる場合は零といたします。）といたします。また、再生可能エネルギー予測誤差対応調整力確保料は、特例発電バランシンググループにおける 30 分ごとの発電量調整受電電力量（配電事業者の約款に定める発電量調整受電電力量を含みます。）に、再生可能エネルギー予測誤差対応単価を適用してえられる金額のその１月の合計といたします。	（ロ）　インバランスリスク料は、附則４（発電量調整供給契約についての特別措置［再生可能エネルギー発電設備］）（５）ホにかかわらず、特例発電バランシンググループにおける 30 分ごとの発電量調整受電電力量（配電事業者の約款に定める発電量調整受電電力量を含みます。）にインバランスリスク単価を適用してえられる金額のその１月の合計（合計額が負となる場合は零といたします。）といたします。また、再生可能エネルギー予測誤差対応調整力確保料は、特例発電バランシンググループにおける 30 分ごとの発電量調整受電電力量（配電事業者の約款に定める発電量調整受電電力量を含みます。）に、再生可能エネルギー予測誤差対応単価を適用してえられる金額のその１月の合計といたします。
（ハ）　当社は、附則４（発電量調整供給契約についての特別措置~~（再生可能エネルギー発電設備）~~）（５）トにかかわらず、30 分ごとの契約者が締結する特定契約または当社、配電事業者もしくは特定送配電事業者との再生可能エネルギー電気卸供給契約に係る発電量調整受電計画電力量を決定し、原則として発電量調整供給実施日の前々日の午後４時までに契約者に通知いたします。 　また、当社は、当該発電量調整受電計画電力量の見直しを行ない、変更後の発電量調整受電計画電力量を決定し、原則として発電量調整供給実施日の前日午前６時までに契約者に再通知いたします。 　なお、契約者は、必要に応じて発電量調整受電計画電力量の決定に必要となる事項に関する文書を当社に提出していただきます。	（ハ）　当社は、附則４（発電量調整供給契約についての特別措置［再生可能エネルギー発電設備］）（５）トにかかわらず、30 分ごとの契約者が締結する特定契約または当社、配電事業者もしくは特定送配電事業者との再生可能エネルギー電気卸供給契約に係る発電量調整受電計画電力量を決定し、原則として発電量調整供給実施日の前々日の午後４時までに契約者に通知いたします。 　また、当社は、当該発電量調整受電計画電力量の見直しを行ない、変更後の発電量調整受電計画電力量を決定し、原則として発電量調整供給実施日の前日午前６時までに契約者に再通知いたします。 　なお、契約者は、必要に応じて発電量調整受電計画電力量の決定に必要となる事項に関する文書を当社に提出していただきます。
（ニ）　ローカル系統における電気の潮流が系統安定度等にもとづき算定される運用可能な容量を超過し、または超過するおそれがある場合で、当社または配電事業者がノンファーム電源（配電事業者の約款に定めるノンファーム電源を含みます。）の出力の抑制に係る通知を発電者または契約者に行なったときは、（ハ）にかかわらず、契約者は、発電量調整受電計画電力量の見直しを行なっていただきます。	（ニ）　ローカル系統における電気の潮流が系統安定度等にもとづき算定される運用可能な容量を超過し、または超過するおそれがある場合で、当社または配電事業者がノンファーム電源（配電事業者の約款に定めるノンファーム電源を含みます。）の出力の抑制に係る通知を発電者または契約者に行なったときは、（ハ）にかかわらず、契約者は、発電量調整受電計画電力量の見直しを行なっていただきます。
ハ　イにより発電量調整供給契約を締結する場合において、契約者が当社または配電事業者と再生可能エネルギー電気卸供給契約を締結し、指定した再生可能エネルギー発電設備から電気を調達するときの契約者の指定する発電バランシンググループ（ロにおいて、契約者が希望される場合を除きます。）に係るインバランスリスク料は、附則４（発電量調整供給契約についての特別措置~~（再生可能エネルギー発電設備）~~）（６）ロにかかわらず、特例発電バランシンググループにおける30分ごとの発電量調整受電電力量（配電事業者の約款に定める発電量調整受電電力量を含みます。）にインバランスリスク単価を適用してえられる金額のその１月の合計（合計額が負となる場合は零といたします。）といたします。	ハ　イにより発電量調整供給契約を締結する場合において、契約者が当社または配電事業者と再生可能エネルギー電気卸供給契約を締結し、指定した再生可能エネルギー発電設備から電気を調達するときの契約者の指定する発電バランシンググループ（ロにおいて、契約者が希望される場合を除きます。）に係るインバランスリスク料は、附則４（発電量調整供給契約についての特別措置［再生可能エネルギー発電設備］）（６）ロにかかわらず、特例発電バランシンググループにおける30分ごとの発電量調整受電電力量（配電事業者の約款に定める発電量調整受電電力量を含みます。）にインバランスリスク単価を適用してえられる金額のその１月の合計（合計額が負となる場合は零といたします。）といたします。

旧	新
14　Ｎ－１電制の実施についての特別措置 （１）　当社は、39（給電指令の実施等）（２）イの場合で、発電量調整供給に係る発電設備等であって当社が特定契約を締結する再生可能エネルギー発電設備に対してＮ－１電制を実施したときは、39（給電指令の実施等）~~(11)~~にかかわらず、Ｎ－１電制時調達不足電力量の調達に要した費用の実費相当額から、30分ごとのＮ－１電制時調達不足電力量に再生可能エネルギー特別措置法施行規則第13条の３の４に定める回避可能費用単価（以下「回避可能費用単価」といいます。）に消費税等相当額を加えた金額を乗じてえた金額を差し引いた金額について、電力広域的運営推進機関が認める範囲においてＮ－１電制オペレーション費用として契約者にお支払いいたします。 （２）　当社は、39（給電指令の実施等）（２）イの場合で、発電量調整供給に係る発電設備等であって契約者または特定送配電事業者が特定契約を締結する再生可能エネルギー発電設備に対してＮ－１電制を実施したときは、39（給電指令の実施等）~~(11)~~にかかわらず、Ｎ－１電制時調達不足電力量の調達に要した費用の実費相当額に、Ｎ－１電制が実施された発電設備を再度起動するために要した燃料費等の費用の実費およびＮ－１電制時調達不足電力量に当該特定契約に係る再生可能エネルギー特別措置法第３条第２項または第８条第１項に定める調達価格を乗じてえた金額を加えた金額から、Ｎ－１電制が実施されなかったとしたときにその発電設備がＮ－１電制時調達不足電力量を発電するのに要したであろう費用に相当する金額および30分ごとのＮ－１電制時調達不足電力量に回避可能費用単価に消費税等相当額を加えた金額を乗じてえた金額を差し引いた金額について、電力広域的運営推進機関が認める範囲においてＮ－１電制オペレーション費用として契約者または特定送配電事業者にお支払いいたします。 （３）　当社は、39（給電指令の実施等）（２）イの場合で、発電量調整供給に係る発電設備等であって再生可能エネルギー特別措置法第２条の２第１項に定める市場取引等により再生可能エネルギー電気を供給する事業に係る発電設備に対してＮ－１電制を実施したときは、39（給電指令の実施等）~~(11)~~にかかわらず、Ｎ－１電制時調達不足電力量の調達に要した費用の実費相当額に、Ｎ－１電制が実施された発電設備を再度起動するために要した燃料費等の費用の実費およびＮ－１電制時調達不足電力量に応じてえられる供給促進交付金の金額（再生可能エネルギー特別措置法第２条の４にもとづき算定される金額をいいます。）を加えた金額から、Ｎ－１電制が実施されなかったとしたときにその発電設備がＮ－１電制時調達不足電力量を発電するのに要したであろう費用に相当する金額を差し引いた金額について、電力広域的運営推進機関が認める範囲においてＮ－１電制オペレーション費用として発電契約者にお支払いいたします。	14　Ｎ－１電制の実施についての特別措置 （１）　当社は、39（給電指令の実施等）（２）イの場合で、発電量調整供給に係る発電設備等であって当社が特定契約を締結する再生可能エネルギー発電設備に対してＮ－１電制を実施したときは、39（給電指令の実施等）（9）にかかわらず、Ｎ－１電制時調達不足電力量の調達に要した費用の実費相当額から、30分ごとのＮ－１電制時調達不足電力量に再生可能エネルギー特別措置法施行規則第13条の３の４に定める回避可能費用単価（以下「回避可能費用単価」といいます。）に消費税等相当額を加えた金額を乗じてえた金額を差し引いた金額について、電力広域的運営推進機関が認める範囲においてＮ－１電制オペレーション費用として契約者にお支払いいたします。 （２）　当社は、39（給電指令の実施等）（２）イの場合で、発電量調整供給に係る発電設備等であって契約者または特定送配電事業者が特定契約を締結する再生可能エネルギー発電設備に対してＮ－１電制を実施したときは、39（給電指令の実施等）（9）にかかわらず、Ｎ－１電制時調達不足電力量の調達に要した費用の実費相当額に、Ｎ－１電制が実施された発電設備等を再度起動するために要した燃料費等の費用の実費およびＮ－１電制時調達不足電力量に当該特定契約に係る再生可能エネルギー特別措置法第３条第２項または第８条第１項に定める調達価格を乗じてえた金額を加えた金額から、Ｎ－１電制が実施されなかったとしたときにその発電設備等がＮ－１電制時調達不足電力量を発電または放電するのに要したであろう費用に相当する金額および30分ごとのＮ－１電制時調達不足電力量に回避可能費用単価に消費税等相当額を加えた金額を乗じてえた金額を差し引いた金額について、電力広域的運営推進機関が認める範囲においてＮ－１電制オペレーション費用として契約者または特定送配電事業者にお支払いいたします。 （３）　当社は、39（給電指令の実施等）（２）イの場合で、発電量調整供給に係る発電設備等であって再生可能エネルギー特別措置法第２条の２第１項に定める市場取引等により再生可能エネルギー電気を供給する事業に係る発電設備等に対してＮ－１電制を実施したときは、39（給電指令の実施等）（9）にかかわらず、Ｎ－１電制時調達不足電力量の調達に要した費用の実費相当額に、Ｎ－１電制が実施された発電設備等を再度起動するために要した燃料費等の費用の実費およびＮ－１電制時調達不足電力量に応じてえられる供給促進交付金の金額（再生可能エネルギー特別措置法第２条の４にもとづき算定される金額をいいます。）を加えた金額から、Ｎ－１電制が実施されなかったとしたときにその発電設備等がＮ－１電制時調達不足電力量を発電または放電するのに要したであろう費用に相当する金額を差し引いた金額について、電力広域的運営推進機関が認める範囲においてＮ－１電制オペレーション費用として発電契約者にお支払いいたします。
15　系統連系受電サービス等についての特別措置 （４）　契約者が特定契約を締結する再生可能エネルギー発電設備または再生可能エネルギー特別措置法第２条の２第１項に定める市場取引等により再生可能エネルギー電気を供給する事業に係る発電設備において、イに定める適用範囲に該当する場合の料金および必要となるその他の供給条件は、当分の間、次のとおりといたします。 イ　適用範囲 原則として、2024年３月31日までに再生可能エネルギー特別措置法第９条第４項に定める認定を受け、または、再生可能エネルギー特別措置法第７条にもとづいて落札された発電設備に適用いたします。 ロ　系統連系受電サービス料金等 22（系統連系受電サービス）（３）に定める系統連系受電サービス料金および41（契約超過金）（２）に定める契約超過金は申し受けません。 なお、発電場所において、イ以外の発電設備等（当社が特定契約を締結する発電設備を除きます。）が混在する場合またはイの発電設備が化石燃料を混焼するバイオマス発電設備の場合は、（イ）、（ロ）または(ハ)により、イ以外の部分に係る系統連系受電課金対象電力、系統連系受電サービスに係る発電量調整受電電力量または契約	15　系統連系受電サービス等についての特別措置 （４）　契約者が特定契約を締結する再生可能エネルギー発電設備または再生可能エネルギー特別措置法第２条の２第１項に定める市場取引等により再生可能エネルギー電気を供給する事業に係る発電設備等において、イに定める適用範囲に該当する場合の料金および必要となるその他の供給条件は、当分の間、次のとおりといたします。 イ　適用範囲 原則として、2024年３月31日までに再生可能エネルギー特別措置法第９条第４項に定める認定を受け、または、再生可能エネルギー特別措置法第７条にもとづいて落札された発電設備等に適用いたします。 ロ　系統連系受電サービス料金等 22（系統連系受電サービス）（３）に定める系統連系受電サービス料金および41（契約超過金）（２）に定める契約超過金は申し受けません。 なお、発電場所において、イ以外の発電設備等（当社が特定契約を締結する再生可能エネルギー発電設備を除きます。）が混在する場合またはイの発電設備等が化石燃料を混焼するバイオマス発電設備の場合は、（イ）、（ロ）または(ハ)により、イ以外の部分に係る系統連系受電課金対象電力、系統連系受電サービスに係る発電量調整受

旧	新
超過受電電力を定め、系統連系受電サービス料金および契約超過金を申し受けます。	電電力量または契約超過受電電力を定め、系統連系受電サービス料金および契約超過金を申し受けます。
（イ） 系統連系受電課金対象電力	（イ） 系統連系受電課金対象電力
a イの発電設備が、化石燃料を混焼するバイオマス発電設備以外の場合	a イの発電設備等が、化石燃料を混焼するバイオマス発電設備以外の場合
系統連系受電課金対象電力は、同時最大受電電力を発電出力等の比であん分してえた値から、発電設備等に係る供給地点のその１月の接続送電サービス契約電力（発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は、１接続送電サービスを適用した場合のその１月の接続送電サービス契約電力といたします。）を発電出力等の比であん分してえた値を差し引いた値といたします。ただし、差し引いた値が零を下回る場合の系統連系受電課金対象電力は、零といたします。	系統連系受電課金対象電力は、同時最大受電電力を発電出力等の比であん分してえた値から、発電設備等に係る供給地点のその１月の接続送電サービス契約電力（発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は、１接続送電サービスを適用した場合のその１月の接続送電サービス契約電力といたします。）を発電出力等の比であん分してえた値を差し引いた値といたします。ただし、差し引いた値が零を下回る場合の系統連系受電課金対象電力は、零といたします。
なお、あん分に必要となる発電出力は、契約者または発電契約者から当社へ通知していただきます。	なお、あん分に必要となる発電出力は、契約者または発電契約者から当社へ通知していただきます。
b イの発電設備が、化石燃料を混焼するバイオマス発電設備の場合	b イの発電設備等が、化石燃料を混焼するバイオマス発電設備の場合
系統連系受電課金対象電力は、同時最大受電電力を認定バイオマス比率であん分してえた値から、発電設備等に係る供給地点のその１月の接続送電サービス契約電力（発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は、１接続送電サービスを適用した場合のその１月の接続送電サービス契約電力といたします。）を認定バイオマス比率であん分してえた値を差し引いた値といたします。ただし、差し引いた値が零を下回る場合の系統連系受電課金対象電力は、零といたします。	系統連系受電課金対象電力は、同時最大受電電力を認定バイオマス比率であん分してえた値から、発電設備等に係る供給地点のその１月の接続送電サービス契約電力（発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は、１接続送電サービスを適用した場合のその１月の接続送電サービス契約電力といたします。）を認定バイオマス比率であん分してえた値を差し引いた値といたします。ただし、差し引いた値が零を下回る場合の系統連系受電課金対象電力は、零といたします。
なお、認定バイオマス比率は、発電量調整供給契約の申込みに際して契約者または発電契約者から当社に通知していただきます。	なお、認定バイオマス比率は、発電量調整供給契約の申込みに際して契約者または発電契約者から当社に通知していただきます。
また、認定バイオマス比率を変更する場合は、すみやかに変更後の認定バイオマス比率を契約者または発電契約者から当社に通知していただきます。	また、認定バイオマス比率を変更する場合は、すみやかに変更後の認定バイオマス比率を契約者または発電契約者から当社に通知していただきます。
ただし、認定バイオマス比率を用いることが困難な場合は、附則４（発電量調整供給契約についての特別措置［再生可能エネルギー発電設備］）（８）イに定める当該バイオマス発電設備のバイオマス比率等を基準として、契約者、発電契約者または発電者と当社との協議によって定めた比率といたします。	ただし、認定バイオマス比率を用いることが困難な場合は、附則４（発電量調整供給契約についての特別措置［再生可能エネルギー発電設備］）（８）イに定める当該バイオマス発電設備のバイオマス比率等を基準として、契約者、発電契約者または発電者と当社との協議によって定めた比率といたします。
（ロ） 発電量調整受電電力量	（ロ） 発電量調整受電電力量
a イの発電設備が、契約者が特定契約を締結する再生可能エネルギー発電設備の場合	a イの発電設備等が、契約者が特定契約を締結する再生可能エネルギー発電設備の場合
イ以外の発電設備等に係る発電量調整受電電力量について、30（計量）（１）ただし書または附則４（発電量調整供給契約についての特別措置［再生可能エネルギー発電設備］）（７）ハもしくは（８）イに準じて算定いたします。	イ以外の発電設備等に係る発電量調整受電電力量について、30（計量）（１）ただし書または附則４（発電量調整供給契約についての特別措置［再生可能エネルギー発電設備］）（７）ハもしくは（８）イに準じて算定いたします。
b イの発電設備が、再生可能エネルギー特別措置法第２条の２第１項に定める市場取引等により再生可能エネルギー電気を供給する事業に係る発電設備の場合	b イの発電設備等が、再生可能エネルギー特別措置法第２条の２第１項に定める市場取引等により再生可能エネルギー電気を供給する事業に係る発電設備等の場合
イ以外の発電設備等に係る発電量調整受電電力量について、30（計量）（１）ただし書または附則４（発電量調整供給契約についての特別措置［再生可能エネルギー発電設備］）（７）ハに準じて算定いたします。ただし、化石燃料を混焼するバイオマス発電設備の場合は、発電量調整受電電力量から発電量調整受電電力量に当該バイオマス発電設備のバイオマス比率を乗じてえた値を差し引いた値にもとづき、算定いたします。	イ以外の発電設備等に係る発電量調整受電電力量について、30（計量）（１）ただし書または附則４（発電量調整供給契約についての特別措置［再生可能エネルギー発電設備］）（７）ハに準じて算定いたします。ただし、化石燃料を混焼するバイオマス発電設備の場合は、発電量調整受電電力量から発電量調整受電電力量に当該バイオマス発電設備のバイオマス比率を乗じてえた値を差し引いた値にもとづき、算定いたします。
なお、バイオマス比率は、算定後すみやかに発電契約者または発電者から当社に通知していただきます。この場合、当社は、必要に応じて、バイオマス比率の算定根拠に関する文書を発電契約者または発電者から提出していただきます。	なお、バイオマス比率は、算定後すみやかに発電契約者または発電者から当社に通知していただきます。この場合、当社は、必要に応じて、バイオマス比率の算定根拠に関する文書を発電契約者または発電者から提出していただきます。
（ハ） 契約超過受電電力	（ハ） 契約超過受電電力
a イの発電設備が、化石燃料を混焼するバイオマス発電設備以外の場合	a イの発電設備等が、化石燃料を混焼するバイオマス発電設備以外の場合
（ａ） 同時最大受電電力が発電設備等に係る供給地点の接続送電サービス契約電力（発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は、１接続送電サービスを適用した場合のその１月の接	（ａ） 同時最大受電電力が発電設備等に係る供給地点の接続送電サービス契約電力（発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は、１接続送電サービスを適用した場合のその１月の接続

旧	新
続送電サービス契約電力といたします。）を上回る場合または発電設備等に係る供給地点において電灯定額接続送電サービスが適用されている場合 契約超過受電電力は、その１月の最大連系電力等を発電出力等の比であん分してえた値から同時最大受電電力を発電出力等の比であん分してえた値を差し引いた値といたします。	送電サービス契約電力といたします。）を上回る場合または発電設備等に係る供給地点において電灯定額接続送電サービスが適用されている場合 契約超過受電電力は、その１月の最大連系電力等を発電出力等の比であん分してえた値から同時最大受電電力を発電出力等の比であん分してえた値を差し引いた値といたします。
（ｂ） 同時最大受電電力が発電設備等に係る供給地点の接続送電サービス契約電力（発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は、１接続送電サービスを適用した場合のその１月の接続送電サービス契約電力といたします。）を下回る場合 契約超過受電電力は、その１月の最大連系電力等を発電出力等の比であん分してえた値から発電設備等に係る供給地点のその１月の接続送電サービス契約電力（発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は、１接続送電サービスを適用した場合のその１月の接続送電サービス契約電力といたします。）を発電出力等の比であん分してえた値を差し引いた値といたします。ただし、差し引いた値が零を下回る場合は、契約超過金を申し受けません。	（ｂ） 同時最大受電電力が発電設備等に係る供給地点の接続送電サービス契約電力（発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は、１接続送電サービスを適用した場合のその１月の接続送電サービス契約電力といたします。）を下回る場合 契約超過受電電力は、その１月の最大連系電力等を発電出力等の比であん分してえた値から発電設備等に係る供給地点のその１月の接続送電サービス契約電力（発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は、１接続送電サービスを適用した場合のその１月の接続送電サービス契約電力といたします。）を発電出力等の比であん分してえた値を差し引いた値といたします。ただし、差し引いた値が零を下回る場合は、契約超過金を申し受けません。
ｂ　イの発電設備が、化石燃料を混焼するバイオマス発電設備の場合	ｂ　イの発電設備等が、化石燃料を混焼するバイオマス発電設備の場合
（ａ） 同時最大受電電力が発電設備等に係る供給地点の接続送電サービス契約電力（発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は、１接続送電サービスを適用した場合のその１月の接続送電サービス契約電力といたします。）を上回る場合または発電設備等に係る供給地点において電灯定額接続送電サービスが適用されている場合 契約超過受電電力は、その１月の最大連系電力等を認定バイオマス比率であん分してえた値から同時最大受電電力を認定バイオマス比率であん分してえた値を差し引いた値といたします。	（ａ） 同時最大受電電力が発電設備等に係る供給地点の接続送電サービス契約電力（発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は、１接続送電サービスを適用した場合のその１月の接続送電サービス契約電力といたします。）を上回る場合または発電設備等に係る供給地点において電灯定額接続送電サービスが適用されている場合 契約超過受電電力は、その１月の最大連系電力等を認定バイオマス比率であん分してえた値から同時最大受電電力を認定バイオマス比率であん分してえた値を差し引いた値といたします。
（ｂ） 同時最大受電電力が発電設備等に係る供給地点の接続送電サービス契約電力（発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は、１接続送電サービスを適用した場合のその１月の接続送電サービス契約電力といたします。）を下回る場合 契約超過受電電力は、その１月の最大連系電力等を認定バイオマス比率であん分してえた値から発電設備等に係る供給地点のその１月の接続送電サービス契約電力（発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は、１接続送電サービスを適用した場合のその１月の接続送電サービス契約電力といたします。）を認定バイオマス比率であん分してえた値を差し引いた値といたします。ただし、差し引いた値が零を下回る場合は、契約超過金を申し受けません。	（ｂ） 同時最大受電電力が発電設備等に係る供給地点の接続送電サービス契約電力（発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は、１接続送電サービスを適用した場合のその１月の接続送電サービス契約電力といたします。）を下回る場合 契約超過受電電力は、その１月の最大連系電力等を認定バイオマス比率であん分してえた値から発電設備等に係る供給地点のその１月の接続送電サービス契約電力（発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は、１接続送電サービスを適用した場合のその１月の接続送電サービス契約電力といたします。）を認定バイオマス比率であん分してえた値を差し引いた値といたします。ただし、差し引いた値が零を下回る場合は、契約超過金を申し受けません。
（５） 揚水発電設備等が設置された受電地点において、揚水発電設備等により発電量調整供給に係る電気を発電または放電する場合、当該発電量調整供給に係る電気の電力量については、22（系統連系受電サービス）（３）ロに定める電力量料金を申し受けません。ただし、発電設備（当社が特定契約を締結する発電設備を除きます。）に揚水発電設備等が併設されている場合~~は、次のとおりといたします。~~ ~~イ　発電設備が（４）イに定める適用範囲に該当する場合~~ ~~22（系統連系受電サービス）（３）に定める系統連系受電サービス料金および41（契約超過金）（２）に定める契約超過金を申し受けません。~~ ~~ロ　発電設備が（４）イに定める適用範囲に該当しない場合~~ ~~発電契約者または発電者と当社との協議によりあらかじめ定めた方法によって系統連系受電サービスに係る発電量調整受電電力量を算定し、22（系統連系受電サービス）（３）ロに定める電力量料金を申し受けます。~~	（５） 揚水発電設備等が設置された受電地点において、揚水発電設備等により発電量調整供給に係る電気を発電または放電する場合、当該発電量調整供給に係る電気の電力量については、22（系統連系受電サービス）（３）ロに定める電力量料金を申し受けません。ただし、発電設備（当社が特定契約を締結する再生可能エネルギー発電設備を除きます。）に揚水発電設備等が併設されている場合で、発電設備が（４）イに定める適用範囲に該当しないときは、発電契約者または発電者と当社との協議によりあらかじめ定めた方法によって系統連系受電サービスに係る発電量調整受電電力量を算定し、22（系統連系受電サービス）（３）ロに定める電力量料金を申し受けます。また、発電設備（当社が特定契約を締結する再生可能エネルギー発電設備を除きます。）に揚水発電設備等が併設されている場合で、発電設備が（４）イに定める適用範囲に該当し、かつ、再生可能エネルギー特別措置法第２条の２第１項に定める市場取引等により再生可能エネルギー電気を供給する事業に係る発電設備等が設置された受電地点に係る需要場所に接続供給され揚水または蓄電された電気を当該需要場所以外の需要場所に託送供給されるために発電または放電するときは、揚水発電設備等に係る系統連系受電課金対象電力および契約超過受電電力を（４）ロ（イ）ａおよび（４）ロ（ハ）ａに準じて定め、（４）にかかわらず、22（系統連系受電サービス）（３）イに定める基本料金から22（系統連系受電サービス）（３）ハ（ハ）に定める系統設備効率化割引額を差し引いた金額および41（契約超過金）

旧	新
	(2)に定める契約超過金を申し受けます。
(6) 発電設備等に係る供給地点において最終保障供給約款または離島等供給約款にもとづく電気の需給契約（以下「当社との電気の需給契約」といいます。）を締結している場合は、次のとおりといたします。 イ 18（料金）(3)ロにおいて、当社との電気の需給契約における料金の支払義務発生日を供給側料金算定日とみなします。 ロ 22（系統連系受電サービス）(2)における系統連系受電課金対象電力または41（契約超過金）(2)における契約超過受電電力の算定上、次のとおりといたします。 (イ) 当社との電気の需給契約において、定額電灯または公衆街路灯Ａ（契約負荷設備の総容量が400ボルトアンペア未満の場合に限ります。）が適用されている場合を電灯定額接続送電サービスが適用されている場合とみなします。 (ロ) 当社との電気の需給契約において、公衆街路灯Ａ（契約負荷設備の総容量が400ボルトアンペア以上の場合に限ります。）が適用されている場合、公衆街路灯Ａの契約負荷設備の総容量を電灯臨時定額接続送電サービスにおける契約負荷設備の総容量に準じて取り扱います。 (ハ) 当社との電気の需給契約における契約電力を接続送電サービス契約電力または臨時接続送電サービス契約電力とみなし、当社との電気の需給契約における契約容量を接続送電サービス契約容量または臨時接続送電サービス契約容量とみなし、当社との電気の需給契約における臨時電灯Ａの契約負荷設備の総容量を電灯臨時定額接続送電サービスにおける契約負荷設備の総容量とみなします。 ~~ハ 39（給電指令の実施等）(7)において、当社との電気の需給契約を結んだ者を需要者とみなします。~~ ニ 53（契約の廃止）(5)または55（解約等）(6)において、当社との電気の需給契約を接続供給契約とみなします。	(6) 発電設備等に係る供給地点において最終保障供給約款または離島等供給約款にもとづく電気の需給契約（以下「当社との電気の需給契約」といいます。）を締結している場合は、次のとおりといたします。 イ 18（料金）(3)ロにおいて、当社との電気の需給契約における料金の支払義務発生日を供給側料金算定日とみなします。 ロ 22（系統連系受電サービス）(2)における系統連系受電課金対象電力または41（契約超過金）(2)における契約超過受電電力の算定上、次のとおりといたします。 (イ) 当社との電気の需給契約において、定額電灯または公衆街路灯Ａ（契約負荷設備の総容量が400ボルトアンペア未満の場合に限ります。）が適用されている場合を電灯定額接続送電サービスが適用されている場合とみなします。 (ロ) 当社との電気の需給契約において、公衆街路灯Ａ（契約負荷設備の総容量が400ボルトアンペア以上の場合に限ります。）が適用されている場合、公衆街路灯Ａの契約負荷設備の総容量を電灯臨時定額接続送電サービスにおける契約負荷設備の総容量に準じて取り扱います。 (ハ) 当社との電気の需給契約における契約電力を接続送電サービス契約電力または臨時接続送電サービス契約電力とみなし、当社との電気の需給契約における契約容量を接続送電サービス契約容量または臨時接続送電サービス契約容量とみなし、当社との電気の需給契約における臨時電灯Ａの契約負荷設備の総容量を電灯臨時定額接続送電サービスにおける契約負荷設備の総容量とみなします。 ハ 53（契約の廃止）(5)または55（解約等）(6)において、当社との電気の需給契約を接続供給契約とみなします。
~~16 2025年3月31日までの給電指令の実施等についての特別措置~~ ~~この約款実施の日から2025年3月31日までの期間における需要者の電気の使用または予備送電サービスの使用を制限または中止した場合の料金については、39（給電指令の実施等）(9)または(10)にかかわらず、次のとおりといたします。~~ ~~(1) 当社は、39（給電指令の実施等）(2)イ、ロ、ハ、トまたは(3)によって、需要者の電気の使用を制限し、または中止した場合には、次の割引を行ない料金を算定いたします。ただし、その原因が契約者、発電契約者、発電者または需要者の責めとなる理由による場合は、その部分については割引いたしません。~~ ~~イ 低圧で供給する場合または高圧で供給する場合で、接続送電サービス契約電力もしくは臨時接続送電サービス契約電力が500キロワット未満となるとき。~~ ~~(イ) 割引の対象~~ ~~電灯定額接続送電サービスについては接続送電サービス料金とし、電灯臨時定額接続送電サービスおよび動力臨時定額接続送電サービスについては臨時接続送電サービス料金とし、その他については当該供給地点の接続送電サービスまたは臨時接続送電サービスの基本料金（力率割引または割増しの適用を受ける場合はその適用後の基本料金といたします。）といたします。ただし、33（料金の算定）(1)イ、ロ、ニ、ホ、ヘまたはトの場合は、制限または中止の日における契約内容に応じて算定される1月の金額といたします。~~ ~~(ロ) 割引率~~ ~~1月中の制限し、または中止した延べ日数1日ごとに4パーセントといたします。~~ ~~(ハ) 制限または中止延べ日数の計算~~ ~~延べ日数は、1日のうち延べ1時間以上制限し、または中止した日を1日として計算いたします。~~	(削除)

旧	新
~~ロ　高圧で供給する場合で、接続送電サ　ビス契約電力もしくは臨時接続送電サ　ビス契約電力が500キロワット以上となるときまたは特別高圧で供給する場合~~ ~~(イ)　割引の対象~~ ~~当該供給地点の力率割引または割増し後の接続送電サ　ビスまたは臨時接続送電サ　ビスの基本料金といたします。ただし、33(料金の算定)(1)イ、ロ、ニ、ホ、へまたはトの場合は、制限または中止の日における契約内容に応じて算定される1月の金額といたします。~~ ~~(ロ)　割引率~~ ~~1月中の制限し、または中止した延べ時間数1時間ごとに0.2パ　セントといたします。~~ ~~(ハ)　制限または中止延べ時間数の計算~~ ~~延べ時間数は、1回10分以上の制限または中止の延べ時間とし、1時間未満の端数を生じた場合は、30分以上は切り上げ、30分未満は切り捨てます。~~ ~~なお、制限時間については、次の算式によって修正したうえで合計いたします。~~ ~~(算式)~~ ~~a　接続供給電力を制限した場合~~ ~~$H' = H \times \frac{D - d}{D}$~~ ~~H'　＝　修正時間~~ ~~H　＝　制限時間~~ ~~D　＝　当該供給地点の接続送電サービス契約電力または臨時接続送電サービス契約電力~~ ~~d　＝　制限時間中の当該供給地点の接続供給電力の最大値~~ ~~b　接続供給電力量を制限した場合~~ ~~$H' = H \times \frac{A - B}{A}$~~ ~~H'　＝　修正時間~~ ~~H　＝　制限時間~~ ~~A　＝　制限指定時間中の当該供給地点の基準となる電力量~~ ~~B　＝　制限時間中の当該供給地点の接続供給電力量~~ ~~c　接続供給電力および接続供給電力量を同時に制限した時間については、aによる修正時間またはbによる修正時間のいずれか大きいものによります。~~ ~~(2)　(1)による延べ日数または延べ時間数を計算する場合には、電気工作物の保守または増強のための工事の必要上当社が契約者に3日前までにお知らせして行なう制限または中止は、1月につき1日を限って計算に入れません。~~ ~~なお、契約者と当社との協議(分割接続供給の場合は、双方の契約者と当社との協議といたします。)が整った場合は、需要者に3日前までにお知らせしたことをもって契約者に3日前までにお知らせしたものとみなします。~~ ~~(3)　予備送電サービスの使用を制限し、または中止した場合には、(1)および(2)に準じて割引を行ない料金を算定いたします。~~	
(追加)	16　災害救助法が適用された場合等の特別措置 2025年4月1日以降に当社供給区域において災害が発生し、原則として災害発生日から1年以内に、当社供給区

旧	新
	域内の地域が災害救助法第２条第３項に定める災害発生市町村または本部所管区域市町村の区域（以下「災害救助法適用地域」といいます。）として公示された場合、または当該災害が激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第２条第１項に定める激甚災害として指定され当社供給区域内の地域がその対象地域となった場合で、災害救助法の公示日または激甚災害の指定日が属する月から６月後の月の末日までに、当該災害により被害を受けた需要者（原則として災害救助法適用地域または激甚災害の対象地域の需要者に限ります。）の供給地点に係る託送供給について当該需要者に対して電気の供給を行なう契約者からこの特別措置の適用の申出があるとき（当社が分割接続供給を行なう供給地点においては、双方の契約者から申出がある場合に限ります。）または当該災害により被害を受けた発電者（原則として災害救助法適用地域または激甚災害の対象地域の発電者に限ります。）の受電地点に係る発電量調整供給について当該発電者もしくは当該発電量調整供給に係る発電契約者からこの特別措置の適用の申出があるときの料金および必要となるその他の供給条件は次のとおりといたします。 　なお、当社は、需要者または発電者の被害状況を確認するため、必要に応じてり災証明書の提示を求める等の措置を講ずることがあります。 （１）　災害により被害を受けた需要者の供給地点に係る接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金および予備送電サービス料金について、災害発生日が属する月の前月の料金（支払期日が災害発生日以降となるものに限ります。）、および災害発生日が属する月からその翌々月までの料金の供給側料金算定日を、18（料金）（１）にかかわらず、それぞれ１月延期いたします。 （２）　災害により被害を受けた需要者の供給地点において、災害により被害を受けたときから引き続きまったく電気を使用しない場合には、災害発生日が属する月から６月後の月の末日までの間は、料金の算定期間ごとに次の割引を行ない料金を算定いたします。 イ　割　引　の　対　象 　電灯定額接続送電サービスについては接続送電サービス料金とし、電灯臨時定額接続送電サービスおよび動力臨時定額接続送電サービスについては臨時接続送電サービス料金とし、その他については当該供給地点の接続送電サービスまたは臨時接続送電サービスの基本料金（力率割引または割増しの適用を受ける場合はその適用後の基本料金といたします。）といたします。ただし、33（料金の算定）（１）イ、ロ、ニ、ホ、ヘまたはトの場合は、まったく電気を使用しない日における契約内容に応じて算定される１月の金額といたします。 ロ　割　　引　　率 　ハに定める割引日数１日ごとに４パーセントといたします。 ハ　割　引　日　数 　割引日数は、各月の料金の算定期間における、災害により被害を受けたときから引き続きまったく電気を使用しない期間の日数とし、30分ごとの接続供給電力量等にもとづき当社との協議によって定めます。 （３）　災害により被害を受けた需要者の供給地点において、災害により被害を受けたときから引き続きまったく予備送電サービスを使用しない場合には、災害発生日が属する月から６月後の月の末日までの間は、料金の算定期間ごとに（２）に準じて割引を行ない予備送電サービス料金を算定いたします。 （４）　災害により被害を受けた需要者の供給地点において、災害により被害を受けたときから引き続きまったく電気を使用しないで、契約者が当該供給地点に係る接続供給を廃止された後、契約者が新たに当該供給地点に係る接続供給の申込みを行なった場合で、その申込みが災害発生日が属する月の６月後の月の末日までに行なわれ、かつ、その申込みが災害により被害を受けたときの当該供給地点に係る接続送電サービス契約電力等をこえないとき（分割接続供給の場合は、その申込みにもとづく１供給地点につき、１接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービス契約電力等が、災害により被害を受けたときの１供給地点につき、１接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービス契約電力等をこえないときに限ります。）は、69（供給地点への供給設備の工事費負担金）にかかわら

	ず、その工事費負担金を申し受けません。 （５） 契約者が、災害により被害を受けた需要者の供給地点において、再建等のため、20（臨時接続送電サービス）の申込みを行なった場合で、その申込みが災害発生日が属する月の６月後の月の末日までに行なわれたときは、72（臨時工事費）にかかわらず、その臨時工事費を申し受けません。 （６） 災害により被害を受けた需要者の供給地点において、電気設備が災害のため復旧まで一時使用不能となった場合、18（料金）（１）にかかわらず、災害発生日が属する月から６月後の月の末日までの間は、その使用不能設備に相当する接続送電サービスの基本料金、臨時接続送電サービスの基本料金および予備送電サービス料金の割引を行ない料金を算定いたします。 （７） 契約者が、災害により被害を受けた需要者の供給地点において、再建等のため、引込線、計量器、その付属装置、区分装置および通信設備等の取付位置の変更の申込みを災害発生日が属する月の６月後の月の末日までに行なった場合で、その供給方法が災害により被害を受けたときの供給方法と同一であるときは、62（引込線の接続）、63（計量器等の取付け）および64（通信設備等の施設）にかかわらず、原則として、その初回の工事に要した実費または実費相当額を申し受けません。 （８） 災害により被害を受けた需要者の供給地点において、当社が分割接続供給を行なう場合で、（２）または（６）によって割引を行ない接続送電サービス料金または臨時接続送電サービス料金を算定するときは、（９）または(10)による料金の調整を行なうために、１供給地点につき、１接続送電サービスまたは１臨時接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービス料金または臨時接続送電サービス料金を、（２）または（６）に準じて割引を行ない算定いたします。 （９） 災害により被害を受けた需要者の供給地点において、当社が分割接続供給を行ない、かつ、（２）または（６）によって割引を行ない接続送電サービス料金を算定する場合で、それぞれの契約者に係る接続送電サービス料金の合計と、（８）によって算定された１供給地点につき、１接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービス料金との間に差が生ずるときは、33（料金の算定）(11)に準じて接続送電サービス料金の調整を行ないます。 (10) 災害により被害を受けた需要者の供給地点において、当社が分割接続供給を行ない、かつ、（２）または（６）によって割引を行ない臨時接続送電サービス料金を算定する場合で、それぞれの契約者に係る臨時接続送電サービス料金の合計と、（８）によって算定された１供給地点につき、１臨時接続送電サービスを適用した場合の臨時接続送電サービス料金との間に差が生ずるときは、33（料金の算定）(12)に準じて臨時接続送電サービス料金の調整を行ないます。 (11) 災害により被害を受けた需要者の供給地点において、当社が分割接続供給を行なう場合で、（３）または（６）によって割引を行ない予備送電サービス料金を算定するときは、(12)による料金の調整を行なうために、１供給地点につき、１予備送電サービスを適用した場合の予備送電サービス料金を、（３）または（６）に準じて割引を行ない算定いたします。 (12) 災害により被害を受けた需要者の供給地点において、当社が分割接続供給を行ない、かつ、予備送電サービスをあわせて適用し、（３）または（６）によって割引を行ない予備送電サービス料金を算定する場合で、それぞれの契約者に係る予備送電サービス料金の合計と、(11)によって算定された１供給地点につき、１予備送電サービスを適用した場合の予備送電サービス料金との間に差が生ずるときは、33（料金の算定）(13)に準じて予備送電サービス料金の調整を行ないます。 (13) 災害により被害を受けた発電者の受電地点に係る系統連系受電サービス料金について、災害発生日が属する月の前月の料金（支払期日が災害発生日以降となるものに限ります。）、および災害発生日が属する月からその翌々月までの料金の支払期日を、34（支払義務の発生および支払期日）にかかわらず、それぞれ１月延期いたします。 (14) 災害により被害を受けた発電者の受電地点において、災害により被害を受けたときから引き続きまったく発電または放電しない場合（他の発電量調整供給契約等と同一計量する場合等は、すべての発電量調整供給等に係る発電量調整受電電力量等が零であるときに限ります。）には、災害発生日が属する月から６月後の月の末日までの間は、

旧

新

料金の算定期間ごとに次の割引を行ない料金を算定いたします。

イ　割　引　の　対　象

当該受電地点の系統連系受電サービスの基本料金から系統設備効率化割引額を差し引いた金額といたします。ただし、33（料金の算定）（１）イ、ハ、ニ、ホまたはへの場合は、まったく電気を発電または放電しない日における契約内容に応じて算定される１月の金額といたします。

ロ　割　引　率

ハに定める割引日数１日ごとに４パーセントといたします。

ハ　割　引　日　数

割引日数は、各月の料金の算定期間における、災害により被害を受けたときから引き続きまったく電気を発電または放電しない期間の日数とし、30分ごとの発電量調整受電電力量等にもとづき当社との協議によって定めます。

(15)　災害により被害を受けた発電者の受電地点において、発電設備等が災害のため復旧まで一時運転不能となった場合、18（料金）（３）にかかわらず、災害発生日が属する月から６月後の月の末日までの間は、その運転不能設備に相当する系統連系受電サービスの基本料金の割引を行ない料金を算定いたします。

なお、この場合、その運転不能設備に相当する系統連系受電サービスの系統設備効率化割引は適用いたしません。

別表

10　需要計画・調達計画・販売計画

需要計画・調達計画・販売計画の通知の期限および通知の内容は次のとおりといたします。

対象期間		年間計画（第１年度、第２年度）	月間計画（翌月、翌々月）	週間計画（翌週、翌々週）	翌々日計画	翌日計画	当日計画
通知の期限		毎年10月31日	毎月１日	毎週水曜日午前10時	毎日午前10時	毎日午前12時	30分ごとの実需給の開始時刻の１時間前
通知の内容	需要想定値	各月の平日および休日の接続対象電力の最大値および最小値	各週の平日および休日の接続対象電力の最大値および最小値	広域電力運営推進機関が指定する日時刻ごとの接続対象電力	~~週間計画と同一の時刻の接続対象電力~~	30分ごとの接続対象電力量	
	需要想定値に対する調達計画・販売計画	各月の平日および休日の接続対象電力の最大値および最小値に対する発電契約者、契約者または需要抑制契約者ごとの調達分および販売分の計画値	各週の平日および休日の接続対象電力の最大値および最小値に対する発電契約者、契約者または需要抑制契約者ごとの調達分および販売分の計画値	広域電力運営推進機関が指定する時刻ごとの接続対象電力に対する発電契約者、契約者または需要抑制契約者ごとの調達分および販売分の計画値	~~週間計画と同一の時刻の接続対象電力に対する発電契約者、契約者または需要抑制契約者ごとの調達分および販売分の計画値~~	30分ごとの接続対象電力量に対する発電契約者、契約者または需要抑制契約者ごとの調達分および販売分の計画値	
		供給力未調達分の計画値（自己等への電気の供給を行なう場合を除きます。）				—	

（注１）需要計画・調達計画・販売計画は、当社所定の様式により提出していただきます。

（注２）年度とは、４月１日から翌年の３月31日までの期間といたします。

別表

10　需要計画・調達計画・販売計画

需要計画・調達計画・販売計画の通知の期限および通知の内容は次のとおりといたします。

対象期間		年間計画（第１年度、第２年度）	月間計画（翌月、翌々月）	週間計画（翌週、翌々週）	翌々日計画	翌日計画	当日計画
通知の期限		毎年10月31日	毎月１日	毎週水曜日午前10時	毎日午前10時	毎日午前12時	30分ごとの実需給の開始時刻の１時間前
通知の内容	需要想定値	各月の平日および休日の接続対象電力の最大値および最小値	各週の平日および休日の接続対象電力の最大値および最小値	広域電力運営推進機関が指定する時刻ごとの接続対象電力	30分ごとの接続対象電力量		
	需要想定値に対する調達計画・販売計画	各月の平日および休日の接続対象電力の最大値および最小値に対する発電契約者、契約者または需要抑制契約者ごとの調達分および販売分の計画値	各週の平日および休日の接続対象電力の最大値および最小値に対する発電契約者、契約者または需要抑制契約者ごとの調達分および販売分の計画値	広域電力運営推進機関が指定する時刻ごとの接続対象電力に対する発電契約者、契約者または需要抑制契約者ごとの調達分および販売分の計画値	30分ごとの接続対象電力量に対する発電契約者、契約者または需要抑制契約者ごとの調達分および販売分の計画値		
		供給力未調達分の計画値（自己等への電気の供給を行なう場合を除きます。）			—		

（注１）需要計画・調達計画・販売計画は、当社所定の様式により提出していただきます。

（注２）年度とは、４月１日から翌年の３月31日までの期間といたします。

旧	新
（注３）当社が供給区域の詳細な需給状況を把握する必要がある場合は、より詳細な断面を提出していただく場合があります。 （注４）~~翌々日~~計画以前において、連系線の利用に係る調達計画および販売計画がある場合には、当該利用に係る調達分ごとの計画値および当該利用に係る販売分ごとの計画値を提出していただきます。	（注３）当社が供給区域の詳細な需給状況を把握する必要がある場合は、より詳細な断面を提出していただく場合があります。 （注４）週間計画以前において、連系線の利用に係る調達計画および販売計画がある場合には、当該利用に係る調達分ごとの計画値および当該利用に係る販売分ごとの計画値を提出していただきます。
11　発電計画・調達計画・販売計画 発電計画・調達計画・販売計画の通知の期限および通知の内容は次のとおりといたします。	11　発電計画・調達計画・販売計画 発電計画・調達計画・販売計画の通知の期限および通知の内容は次のとおりといたします。

<table>
<tr><td colspan="2">対象期間</td><td>年間計画（第１年度、第２年度）</td><td>月間計画（翌月、翌々月）</td><td>週間計画（翌週、翌々週）</td><td>~~翌々日計画~~</td><td>翌日計画</td><td colspan="2">当日計画</td></tr>
<tr><td colspan="2">通知の期限</td><td>毎年10月31日</td><td>毎月１日</td><td>毎週水曜日午前10時</td><td>毎日午前10時</td><td>毎日午前12時</td><td colspan="2">原則として30分ごとの実需給の開始時刻の１時間前</td></tr>
<tr><td rowspan="4">通知の内容</td><td>発電計画</td><td>各月の平日および休日の発電電力量調整受電電力の最大値および最小値</td><td>各週の平日および休日の発電電力量調整受電電力の最大値および最小値</td><td>電力広域的運営推進機関が指定する日の発電電力量調整受電電力量調整受電電力</td><td colspan="3">~~週間計画と同一の時刻の発電量調整受電電力~~
30分ごとの発電量調整受電電力量</td></tr>
<tr><td>調達計画・販売計画</td><td>各月の平日および休日の発電電力量調整受電電力の最大値および最小値に対する契約者、発電契約者または需要抑制契約者との調達分および販売分の計画値</td><td>各週の平日および休日の発電電力量調整受電電力の最大値および最小値に対する契約者、発電契約者または需要抑制契約者との調達分および販売分の計画値</td><td>電力広域的運営推進機関が指定する日の発電電力量調整受電電力量に対する契約者、発電契約者または需要抑制契約者の調達分および販売分の計画値</td><td colspan="3">~~週間計画と同一の時刻の発電量調整受電電力に対する契約者、発電契約者または需要抑制契約者ごとの調達分および販売分の計画値~~
30分ごとの発電量調整受電電力量に対する契約者、発電契約者または需要抑制契約者ごとの調達分および販売分の計画値</td></tr>
<tr><td>発電設備等の停止計画</td><td colspan="2">作業の開始日時、作業の終了日時、停止内容、その他必要な項目</td><td>—</td><td>—</td><td colspan="3">—</td></tr>
<tr><td colspan="2">—</td><td>—</td><td></td><td colspan="4">計画外作業
計画作業の変更分</td></tr>
</table>

（注１）発電計画・調達計画・販売計画は、当社所定の様式により提出していただきます。
（注２）年度とは、４月１日から翌年の３月31日までの期間といたします。
（注３）当社が系統運用上必要な場合および料金の算定上必要な場合は、発電場所別の発電計画もあわせて提出していただきます。
（注４）計画外作業および計画作業の変更分については、発生のつど、すみやかに提出していただきます。
（注５）当社が供給区域の詳細な需給状況を把握する必要がある場合は、より詳細な断面を提出していただく場合があります。
（注６）~~翌々日~~計画以前において、連系線の利用に係る調達計画および販売計画がある場合には、当該利用に係る調達分ごとの計画値および当該利用に係る販売分ごとの計画値を提出していただきます。

<table>
<tr><td colspan="2">対象期間</td><td>年間計画（第１年度、第２年度）</td><td>月間計画（翌月、翌々月）</td><td>週間計画（翌週、翌々週）</td><td>翌々日計画</td><td>翌日計画</td><td colspan="2">当日計画</td></tr>
<tr><td colspan="2">通知の期限</td><td>毎年10月31日</td><td>毎月１日</td><td>毎週水曜日午前10時</td><td>毎日午前10時</td><td>毎日午前12時</td><td colspan="2">原則として30分ごとの実需給の開始時刻の１時間前</td></tr>
<tr><td rowspan="4">通知の内容</td><td>発電計画</td><td>各月の平日および休日の発電電力量調整受電電力の最大値および最小値</td><td>各週の平日および休日の発電電力量調整受電電力の最大値および最小値</td><td>電力広域的運営推進機関が指定する日の発電電力量調整受電電力</td><td colspan="3">30分ごとの発電量調整受電電力量</td></tr>
<tr><td>調達計画・販売計画</td><td>各月の平日および休日の発電電力量調整受電電力の最大値に対する契約者、発電契約者または需要抑制契約者との調達分および販売分の計画値</td><td>各週の平日および休日の発電電力量調整受電電力の最大値に対する契約者、発電契約者または需要抑制契約者との調達分および販売分の計画値</td><td>電力広域的運営推進機関が指定する日の発電電力量調整受電電力量に対する契約者、発電契約者または需要抑制契約者のお客さま分の計画値</td><td colspan="3">30分ごとの発電量調整受電電力量に対する契約者、発電契約者または需要抑制契約者ごとの調達分および販売分の計画値</td></tr>
<tr><td>発電設備等の停止計画</td><td colspan="2">作業の開始日時、作業の終了日時、停止内容、その他必要な項目</td><td>—</td><td colspan="3">—</td></tr>
<tr><td colspan="2">—</td><td>—</td><td></td><td colspan="4">計画外作業
計画作業の変更分</td></tr>
</table>

（注１）発電計画・調達計画・販売計画は、当社所定の様式により提出していただきます。
（注２）年度とは、４月１日から翌年の３月31日までの期間といたします。
（注３）当社が系統運用上必要な場合および料金の算定上必要な場合は、発電場所別の発電計画もあわせて提出していただきます。
（注４）計画外作業および計画作業の変更分については、発生のつど、すみやかに提出していただきます。
（注５）当社が供給区域の詳細な需給状況を把握する必要がある場合は、より詳細な断面を提出していただく場合があります。
（注６）週間計画以前において、連系線の利用に係る調達計画および販売計画がある場合には、当該利用に係る調達分ごとの計画値および当該利用に係る販売分ごとの計画値を提出していただきます。

12　需要抑制計画・調達計画・販売計画・ベースライン 需要抑制計画・調達計画・販売計画・ベースラインの通知の期限および通知の内容は次のとおりといたします。	12　需要抑制計画・調達計画・販売計画・ベースライン 需要抑制計画・調達計画・販売計画・ベースラインの通知の期限および通知の内容は次のとおりといたします。

旧

対象期間		年間計画（第１年度，第２年度）	月間計画（翌月、翌々月）	週間計画（翌週、翌々週）	翌々日計画	翌日計画	当日計画
通知の期限		毎年10月31日	毎月1日	毎週水曜日午前10時	毎日午前10時	毎日午前12時	30分ごとの実需給の開始時刻の1時間前
通知の内容	需要抑制計画	各月の平日および休日の最大需要電力を抑制するために契約者または調整力の提供者と契約する最小制御可能電力値	各週の平日および休日の最大需要電力を抑制するために契約者または調整力の提供者と契約する最小制御可能電力値	広域運営推進機関が指定する日需要電力ピーク時刻の抑制電力量を電気事業者に対して指示する電力量	~~週間計画と同一の時刻の需要抑制量調整受電電力~~	30分ごとの需要抑制量調整受電電力量	
	調達計画・販売計画	各月の平日および休日の最大需要電力を抑制するために契約者または調整力の提供者と契約する最小制御可能電力値に対する発電者需要契約者または制御ご達分および販売分の計画値	各週の平日および休日の最大需要電力を抑制するために契約者または調整力の提供者と契約する最小制御可能電力値に対する発電者需要契約者または制御ご達分および販売分の計画値	広域運営推進機関が指定する日需要電力ピーク時刻の抑制電力量に対する契約者、発電契約者または抑制契約者と需要契約者との調達分および販売分の計画値	~~週間計画と同一の時刻の需要抑制量調整受電電力に対する契約者、発電契約者または需要抑制契約者ごとの調達分および販売分の計画値~~	30分ごとの需要抑制量調整受電電力量に対する契約者、発電契約者または需要抑制契約者ごとの調達分および販売分の計画値	
	ベースライン	—	—	—	—	—	30分ごとの値

（注１）需要抑制計画・調達計画・販売計画・ベースラインは、当社所定の様式により提出していただきます。

（注２）年度とは、４月１日から翌年の３月31日までの期間といたします。

（注３）当社が供給区域の詳細な需給状況を把握する必要がある場合は、より詳細な断面を提出していただく場合があります。

（注４）翌~~々日~~計画以前において、連系線の利用に係る調達計画および販売計画がある場合には、当該利用に係る調達分ごとの計画値および当該利用に係る販売分ごとの計画値を提出していただきます。

新

対象期間		年間計画（第１年度，第２年度）	月間計画（翌月、翌々月）	週間計画（翌週、翌々週）	翌々日計画	翌日計画	当日計画
通知の期限		毎年10月31日	毎月1日	毎週水曜日午前10時	毎日午前10時	毎日午前12時	30分ごとの実需給の開始時刻の1時間前
通知の内容	需要抑制計画	各月の平日および休日の最大需要電力を抑制するために契約者または調整力の提供者と契約する最小制御可能電力値	各週の平日および休日の最大需要電力を抑制するために契約者または調整力の提供者と契約する最小制御可能電力値	広域運営推進機関が指定する日需要電力ピーク時刻の抑制電力量	30分ごとの需要抑制量調整受電電力量		
	調達計画・販売計画	各月の平日および休日の最大需要電力を抑制するために契約者または調整力の提供者と契約する最小制御可能電力値に対する発電者需要契約者または制御ご達分および販売分の計画値	各週の平日および休日の最大需要電力を抑制するために契約者または調整力の提供者と契約する最小制御可能電力値に対する発電者需要契約者または制御ご達分および販売分の計画値	広域運営推進機関が指定する日需要電力ピーク時刻の抑制電力量に対する契約者、発電契約者または抑制契約者と需要契約者との調達分および販売分の計画値	30分ごとの需要抑制量調整受電電力量に対する契約者、発電契約者または需要抑制契約者ごとの調達分および販売分の計画値		
	ベースライン	—	—	—	—	—	30分ごとの値

（注１）需要抑制計画・調達計画・販売計画・ベースラインは、当社所定の様式により提出していただきます。

（注２）年度とは、４月１日から翌年の３月31日までの期間といたします。

（注３）当社が供給区域の詳細な需給状況を把握する必要がある場合は、より詳細な断面を提出していただく場合があります。

（注４）週間計画以前において、連系線の利用に係る調達計画および販売計画がある場合には、当該利用に係る調達分ごとの計画値および当該利用に係る販売分ごとの計画値を提出していただきます。

14　標準設計

（２）　特別高圧電線路

ハ　地中電線路

（ロ）　ケーブルの種類および太さ

ａ　ケーブルの種類は、ＣＶケーブルを標準といたします。

ｂ　ケーブルの太さは、次に示すものを標準とし、許容電流、瞬時許容電流および電圧降下等を考慮して、必要最小限のものを使用いたします。

電　圧	種　　類		公称断面積（平方ミリメートル）
22,000ボルト	CV	単心	~~400、500、~~600、800、1,000~~、1,200~~
		トリプレックス形	60、100、150、200、250、325、400
66,000ボルト	CV	単心	~~400、~~600、800、1,000~~、1,200~~

14　標準設計

（２）　特別高圧電線路

ハ　地中電線路

（ロ）　ケーブルの種類および太さ

ａ　ケーブルの種類は、ＣＶケーブルを標準といたします。

ｂ　ケーブルの太さは、次に示すものを標準とし、許容電流、瞬時許容電流および電圧降下等を考慮して、必要最小限のものを使用いたします。

電　圧	種　　類		公称断面積（平方ミリメートル）
22,000ボルト	CV	単心	600、800、1,000
		トリプレックス形	60、100、150、200、250、325、400
66,000ボルト	CV	単心	600、800、1,000

<table>
<tr><th>旧</th><th>新</th></tr>
<tr><td>
<table>
<tr><td></td><td></td><td>トリプレックス形</td><td>~~80、100、150、~~200、~~250、325、~~400</td></tr>
<tr><td rowspan="2">110,000 ボルト</td><td rowspan="2">CV</td><td>単心</td><td>~~400、600、~~800、~~1,000、~~1,200</td></tr>
<tr><td>トリプレックス形</td><td>~~100、150、~~200、~~250、325、~~400</td></tr>
</table>
</td><td>
<table>
<tr><td></td><td></td><td>トリプレックス形</td><td>200、400</td></tr>
<tr><td rowspan="2">110,000 ボルト</td><td rowspan="2">CV</td><td>単心</td><td>800、1,200、1,600、2,000</td></tr>
<tr><td>トリプレックス形</td><td>200、400</td></tr>
</table>
</td></tr>
<tr><td>別冊Ⅰ　系統連系技術要件【低圧】

Ⅱ　発電者の発電設備等の連系に必要な技術要件
2　運転可能周波数
発電設備等の連続運転可能周波数および運転可能周波数は、次のとおりとしていただきます。
~~（1）~~連続運転可能周波数：58.2Hz をこえ 61.0Hz 以下
~~（2）~~運転可能周波数：57.0Hz 以上 61.8Hz 以下
なお、周波数低下時の運転継続時間は、58.2Hz では 10 分程度以上、57.6Hz では 1 分程度以上としていただきます。また、周波数低下リレーの整定値は、原則として、事故時運転継続要件（以下「ＦＲＴ要件」といいます。）の適用を受ける発電設備等の検出レベルは 57.0Hz，それ以外は 58.2Hz とし、検出時限は自動再閉路時間と協調が取れる範囲の最大値としていただきます（協調が取れる範囲の最大値：２秒）。
ただし、逆変換装置を用いた発電設備等でＦＲＴ要件非適用の設備については、これによりません。</td><td>別冊Ⅰ　系統連系技術要件【低圧】

Ⅱ　発電者の発電設備等の連系に必要な技術要件
2　運転可能周波数・並列時許容周波数
（1）運転可能周波数
発電設備等の連続運転可能周波数および運転可能周波数は、次のとおりとしていただきます。
連続運転可能周波数：58.2Hz をこえ 61.0Hz 以下
運転可能周波数：57.0Hz 以上 61.8Hz 以下
なお、周波数低下時の運転継続時間は、58.2Hz では 10 分程度以上、57.6Hz では 1 分程度以上としていただきます。また、周波数低下リレーの整定値は、原則として、事故時運転継続要件（以下「ＦＲＴ要件」といいます。）の適用を受ける発電設備等の検出レベルは 57.0Hz，それ以外は 58.2Hz とし、検出時限は自動再閉路時間と協調が取れる範囲の最大値としていただきます（協調が取れる範囲の最大値：２秒）。
ただし、逆変換装置を用いた発電設備等でＦＲＴ要件非適用の設備については、これによりません。
（2）並列時許容周波数
系統周波数を適正値に維持する必要があるため、並列時の周波数は並列時許容周波数以内としていただきます。
なお、並列時許容周波数は、標準周波数＋0.1Hz 以下（設定可能範囲：標準周波数＋0.1 ～＋1.0Hz）とします。ただし、離島等系統固有の事由等により個別に協議させていただく場合があります。</td></tr>
<tr><td>5　需給バランス制約による発電設備等の出力の抑制
逆潮流のある発電設備等のうち、太陽光発電設備および風力発電設備ならびに蓄電池には、当社の求めに応じて、当社からの遠隔制御により 0%から 100%の範囲（1%刻み）で出力（自家消費分を除くことも可能とします。）の抑制ができる機能を有する逆変換装置やその他必要な設備を設置する等の対策を実施していただきます。
なお、ウィンドファームとしての運用がない風力発電所やウィンドファームコントローラがない風力発電所については、技術的制約を踏まえ、個別に協議させていただきます。
逆潮流のある火力発電設備およびバイオマス発電設備（ただし、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則（以下「再生可能エネルギー特別措置法施行規則」といいます。）に定める地域資源バイオマス発電設備であって、燃料貯蔵や技術に由来する制約等により出力の抑制が困難なものを除きます。）は、発電出力を技術的に合理的な範囲で最大限抑制し、多くとも 50％以下に抑制するために必要な機能を具備していただきます。
なお、停止による対応も可能とします。また、自家消費を主な目的とした発電設備等については、個別の事情を踏まえ対策の内容を協議させていただきます。</td><td>5　需給バランス制約による発電設備等の出力の抑制
逆潮流のある発電設備等のうち、太陽光発電設備および風力発電設備ならびに蓄電池には、当社の求めに応じて、当社からの遠隔制御により 0%から 100%の範囲（1%刻み）で出力（自家消費分を除くことも可能とします。）の抑制ができる機能を有する逆変換装置やその他必要な設備を設置する等の対策を実施していただきます。
なお、ウィンドファームとしての運用がない風力発電所やウィンドファームコントローラがない風力発電所については、技術的制約を踏まえ、個別に協議させていただきます。
逆潮流のある火力発電設備およびバイオマス発電設備（ただし、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則（以下「再生可能エネルギー特別措置法施行規則」といいます。）に定める地域資源バイオマス発電設備であって、燃料貯蔵や技術に由来する制約等により出力の抑制が困難なものを除きます。）は、発電出力を技術的に合理的な範囲で最大限抑制し、その最低出力を発電端の定格出力に対して、火力発電設備（混焼バイオマス発電設備を含みます。）については多くとも 30%以下、バイオマス発電設備については多くとも 50%以下に抑制するために必要な機能を具備していただきます。
なお、停止による対応も可能とします。また、自家消費を主な目的とした発電設備等については、個別の事情を踏まえ対策の内容を協議させていただきます。
実証設備の実証期間中の扱いについては、技術的制約を踏まえ個別に協議させていただき、実証期間終了後は、再協議させていただきます。</td></tr>
</table>

旧	新
8　保護装置の設置 （2）　系統側短絡事故対策 連系する系統における短絡事故時の保護のため、次に示す保護リレーを設置していただきます。 イ　同期発電機の場合は、連系する系統における短絡事故を検出し、発電設備を解列するための短絡方向リレーを設置すること。ただし、発電設備の故障対策用不足電圧リレー、または過電流リレーにより、連系する系統の短絡事故が検出できる場合は、これで代用できる~~ものといたします~~。	8　保護装置の設置 （2）　系統側短絡事故対策 連系する系統における短絡事故時の保護のため、次に示す保護リレーを設置していただきます。 イ　同期発電機の場合は、連系する系統における短絡事故を検出し、発電設備を解列するための短絡方向リレーを設置すること。ただし、発電設備の故障対策用不足電圧リレー、または過電流リレーにより、連系する系統の短絡事故が検出できる場合は、これで代用できる。
11　保護リレーの設置相数 保護リレーの設置相数は次のとおりとしていただきます。 （4）　逆充電検出の場合は、次のとおり~~としていただきます~~。 イ　不足電力リレーは、単相2線式においては1相、単相3線式においては2相、三相3線式については3相に設置すること。なお、単相3線式では中性線と両電圧線間、三相3線式では単相負荷がなければ三相電力の合計とできる~~ものといたします~~。 ロ　不足電圧リレーは、単相2線式においては1相、単相3線式および三相3線式については2相に設置すること。なお、単相3線式では中性線と両電圧線間とすること。	11　保護リレーの設置相数 保護リレーの設置相数は次のとおりとしていただきます。 （4）　逆充電検出の場合は、次のとおりとすること。 イ　不足電力リレーは、単相2線式においては1相、単相3線式においては2相、三相3線式については3相に設置すること。なお、単相3線式では中性線と両電圧線間、三相3線式では単相負荷がなければ三相電力の合計とできる。 ロ　不足電圧リレーは、単相2線式においては1相、単相3線式および三相3線式については2相に設置すること。なお、単相3線式では中性線と両電圧線間とすること。
（追加）	12　発電機運転制御装置の付加 火力発電設備およびコージェネレーション（ガスタービン・ガスエンジンを採用したコージェネレーションを除きます。）は、周波数 58.8Hz までは発電機出力を低下しない、周波数 58.8Hz 以下については、1.2Hz 低下するごとに5％以内の出力低下に抑える、または、一度出力低下しても回復する機能もしくは装置を具備していただきます。 なお、周波数変動に鋭敏な負荷設備や、構内設備（発電用所内電源を除きます。）への電源供給維持のため、自立運転に移行する必要がある自家用発電設備等については、対策内容を協議させていただきます。
~~12~~　接地方式 接地方式は、連系する系統に適合した方式としていただきます。	13　接地方式 接地方式は、連系する系統に適合した方式としていただきます。
~~13~~　直流流出防止変圧器の設置 逆変換装置を用いて発電設備等を連系する場合は、逆変換装置から直流が系統へ流出することを防止するために、受電地点と逆変換装置との間に変圧器（単巻変圧器を除きます。）を設置していただきます。 ただし、次のすべての条件に適合する場合は、変圧器の設置を省略することができます。 （1）　逆変換装置の交流出力側で直流を検出し、交流出力を停止する機能を有すること。 （2）　逆変換装置の直流回路が非接地であること、または逆変換装置に高周波変圧器を用いていること。 なお、設置する変圧器は、直流流出防止専用である必要はありません。	14　直流流出防止変圧器の設置 逆変換装置を用いて発電設備等を連系する場合は、逆変換装置から直流が系統へ流出することを防止するために、受電地点と逆変換装置との間に変圧器（単巻変圧器を除きます。）を設置していただきます。 ただし、次のすべての条件に適合する場合は、変圧器の設置を省略することができます。 （1）　逆変換装置の交流出力側で直流を検出し、交流出力を停止する機能を有すること。 （2）　逆変換装置の直流回路が非接地であること、または逆変換装置に高周波変圧器を用いていること。 なお、設置する変圧器は、直流流出防止専用である必要はありません。
~~14~~　電圧変動 （1）　常時電圧変動対策 連系する系統における低圧需要家の電圧を適正値（標準電圧 100V に対しては 101±6V、標準電圧 200V に対しては 202±20V）以内に維持する必要がある~~ため、~~発電設備等の逆潮流により低圧需要家の電圧が適正値を逸脱するおそれがあるときは、進相無効電力制御機能または出力制御機能により自動的に電圧を調整する対策を行なっていただきます。	15　電圧変動 （1）　常時電圧変動対策 連系する系統における低圧需要家の電圧を適正値（標準電圧 100V に対しては 101±6V、標準電圧 200V に対しては 202±20V）以内に維持する必要があります。なお、電圧規制点は構内負荷機器への影響を考慮し、原則として受電点とします。ただし、系統側の電圧が電圧上限値に近い場合、発電設備等からの逆潮流の制限により発電電力量が低下する場合は、当該発電設備等設置者以外の低圧需要家への供給電圧が適正値を逸脱するおそれがないことを

旧	新
なお、これにより対応できない場合は、配電線増強等の対策を行ないます。	条件として、電圧規制点を引込柱とします。発電設備等の逆潮流により低圧需要家の電圧が適正値を逸脱するおそれがあるときは、進相無効電力制御機能または出力制御機能により自動的に電圧を調整する対策を行なっていただきます。 なお、これにより対応できない場合は、配電線増強等の対策を行ないます。 また、発電設備等のパワーコンディショナーは逆潮流による電圧上昇を抑制する対策として、次に示す対策を行っていただきます。 イ　発電設備等のパワーコンディショナーに、適正電圧範囲内で常に一定の力率【80%～100%（1%刻み）】で進相運転を行う機能（力率一定制御）を有するものを用いること。 ロ　太陽光発電設備（複数直流入力の発電設備を含みます。）については、現時点における標準的な力率値 95%に設定すること。ただし連系点の潮流が順潮流状態の時は、力率を 100%に制御してもよい。 なお、高圧配電線等の系統状況により個別に力率値を指定する場合には、力率値を変更すること。
（２）　瞬時電圧変動対策 発電設備等の並解列時の瞬時電圧変動は常時電圧の 10%以内とし、次に示す対策を行なっていただきます。 イ　同期発電機の場合は、制動巻線付きのもの（制動巻線を有しているものと同等以上の乱調防止効果を有する制動巻線付きでない同期発電機を含みます。）とするとともに自動同期検定装置を設置すること。 ロ　二次励磁制御巻線形誘導発電機を用いる場合は、自動同期検定機能を有するものを用いること。 ハ　誘導発電機を用いる場合で、並列時の瞬時電圧低下により系統の電圧が常時電圧から 10%をこえて逸脱するおそれがあるときは、限流リアクトル等を設置すること。なお、これにより対応できない場合には、同期発電機を用いる等の対策を行なうこと。 ニ　自励式の逆変換装置を用いる場合は、自動的に同期が取れる機能を有するものを用いること。 ホ　他励式の逆変換装置を用いる場合で、並列時の瞬時電圧低下により系統の電圧が常時電圧から 10%をこえて逸脱するおそれがあるときには、限流リアクトル等を設置すること。なお、これにより対応できない場合には、自励式の逆変換装置を用いること。 ヘ　発電設備等の出力変動や頻繁な並解列による電圧変動により他者に電圧フリッカ等の影響を及ぼすおそれがあるときには、その抑制対策を行なうこと。	（２）　瞬時電圧変動対策 発電設備等の並解列時の瞬時電圧変動は常時電圧の 10%以内とし、次に示す対策を行なっていただきます。 イ　同期発電機の場合は、制動巻線付きのもの（制動巻線を有しているものと同等以上の乱調防止効果を有する制動巻線付きでない同期発電機を含みます。）とするとともに自動同期検定装置を設置すること。 ロ　二次励磁制御巻線形誘導発電機を用いる場合は、自動同期検定機能を有するものを用いること。 ハ　誘導発電機を用いる場合で、並列時の瞬時電圧低下により系統の電圧が常時電圧から 10%をこえて逸脱するおそれがあるときは、限流リアクトル等を設置すること。なお、これにより対応できない場合には、同期発電機を用いる等の対策を行なうこと。 ニ　自励式の逆変換装置を用いる場合は、自動的に同期が取れる機能を有するものを用いること。 ホ　他励式の逆変換装置を用いる場合で、並列時の瞬時電圧低下により系統の電圧が常時電圧から 10%をこえて逸脱するおそれがあるときには、限流リアクトル等を設置すること。なお、これにより対応できない場合には、自励式の逆変換装置を用いること。 ヘ　発電設備等の出力変動や頻繁な並解列による電圧変動により他者に電圧フリッカ等の影響を及ぼすおそれがあるときには、その抑制対策を行なうこと。
（３）　電圧フリッカ対策 発電設備等を設置する場合は、発電設備等の頻繁な解列や出力変動、単独運転検出機能（能動方式）による電圧フリッカにより適正値を逸脱するおそれがあるときは、次に示す電圧フリッカ対策等を行っていただきます。 イ　風力発電設備等の頻繁な並解列により電圧フリッカが適正値を逸脱するおそれがあるときには、静止型無効電力補償装置（以下「ＳＶＣ」といいます。）の設置やサイリスタ等によるソフトスタート機能を有する装置の設置、配電線の太線化等による系統インピーダンスの低減等の対策を行なうこと。 なお、これにより対応できない場合には、配電線の増強等を行なうか、専用線による連系と~~いたします~~。 ロ　風力発電設備等の出力変動により電圧フリッカが適正値を逸脱するおそれがあるときには、ＳＶＣ等の設置や配電線の太線化等による系統インピーダンスの低減等の対策を行なうこと。 なお、これにより対応できない場合には、配電線の増強等を行なうか、専用線による連系と~~いたします~~。 ハ　単独運転検出機能（能動的方式）による電圧フリッカにより適正値を逸脱するおそれがあるとき（新型能動的方式を具備する場合等）は、無効電力発振の予兆を検出して無効電力の注入を一時的に停止する機能を有する装置の設置等の対策を行なうこと。また、単独運転検出機能（能動的方式）による電圧フリッカにより、系統運用に支障が発生した場合または発生するおそれがある場合には、発電設備等設置者は当社と協議のうえ、単独運転検出に影響の無い範囲で、周波数フィードバックゲインや無効電力の注入量の上下限値の変更等により、配電線	（３）　電圧フリッカ対策 発電設備等を設置する場合は、発電設備等の頻繁な解列や出力変動、単独運転検出機能（能動方式）による電圧フリッカにより適正値を逸脱するおそれがあるときは、次に示す電圧フリッカ対策等を行っていただきます。 イ　風力発電設備等の頻繁な並解列により電圧フリッカが適正値を逸脱するおそれがあるときには、静止型無効電力補償装置（以下「ＳＶＣ」といいます。）の設置やサイリスタ等によるソフトスタート機能を有する装置の設置、配電線の太線化等による系統インピーダンスの低減等の対策を行なうこと。 なお、これにより対応できない場合には、配電線の増強等を行なうか、専用線による連系と<u>すること</u>。 ロ　風力発電設備等の出力変動により電圧フリッカが適正値を逸脱するおそれがあるときには、ＳＶＣ等の設置や配電線の太線化等による系統インピーダンスの低減等の対策を行なうこと。 なお、これにより対応できない場合には、配電線の増強等を行なうか、専用線による連系と<u>すること</u>。 ハ　単独運転検出機能（能動的方式）による電圧フリッカにより適正値を逸脱するおそれがあるとき（新型能動的方式を具備する場合等）は、<u>発生する電圧フリッカの電圧変動周期にかかわらず</u>無効電力発振の予兆を検出して無効電力の注入を一時的に停止する機能を有する装置の設置等の対策を行なうこと。また、単独運転検出機能（能動的方式）による電圧フリッカにより、系統運用に支障が発生した場合または発生するおそれがある場合には、発電設備等設置者は当社と協議のうえ、単独運転検出に影響の無い範囲で、周波数フィードバックゲインや無効

旧	新
に注入する無効電力の注入量を低減する等の対策を講じること。 なお、ソフトウェア改修不可等で対応できない場合については、機器取替や対応時期等を含めて個別協議とする。 [対策要否の判定基準例] 受電点における電圧フリッカレベル（ΔV10）を 0.45 V 以下（当該設備のみの場合は、0.23 V 以下）に維持する。	電力の注入量の上下限値の変更等により、配電線に注入する無効電力の注入量を低減する等の対策を講じること。 なお、ソフトウェア改修不可等で対応できない場合については、機器取替や対応時期等を含めて個別協議とする。 [対策要否の判定基準例] 受電点における電圧フリッカレベル（ΔV10）を 0.45 V 以下（当該設備のみの場合は、0.23 V 以下）に維持する。
~~15~~ 短絡容量 発電設備等の連系により系統の短絡容量が他者の遮断器の遮断容量等を上回るおそれがある場合は、短絡電流を制限する装置（限流リアクトル等）を設置していただきます。 なお、これにより対応できない場合は、短絡容量対策について個別に検討・協議させていただきます。	16 短絡容量 発電設備等の連系により系統の短絡容量が他者の遮断器の遮断容量等を上回るおそれがある場合は、短絡電流を制限する装置（限流リアクトル等）を設置していただきます。 なお、これにより対応できない場合は、短絡容量対策について個別に検討・協議させていただきます。
~~16~~ 過電流引き外し素子を有する遮断器の設置 単相３線式の電気方式に連系する場合であって、負荷の不平衡と発電設備等の逆潮流により中性線に負荷線以上の過電流が生じるおそれがあるときは、発電設備等および負荷設備等の並列点よりも系統側に、３極に過電流引き外し素子を有する遮断器を設置していただきます。	17 過電流引き外し素子を有する遮断器の設置 単相３線式の電気方式に連系する場合であって、負荷の不平衡と発電設備等の逆潮流により中性線に負荷線以上の過電流が生じるおそれがあるときは、発電設備等および負荷設備等の並列点よりも系統側に、３極に過電流引き外し素子を有する遮断器を設置していただきます。
~~17~~ 発電設備等の種類 逆潮流有りの連系とすることができる発電設備等は、逆変換装置を用いた発電設備等に限ります。ただし、逆変換装置を用いない場合でも、逆変換装置を用いた連系の場合と同等の単独運転検出及び解列ができ、他の需要家へ影響を及ぼすおそれが無い場合に限り、逆潮流有りの連系とすることができます。	18 発電設備等の種類 逆潮流有りの連系とすることができる発電設備等は、逆変換装置を用いた発電設備等に限ります。ただし、逆変換装置を用いない場合でも、逆変換装置を用いた連系の場合と同等の単独運転検出及び解列ができ、他の需要家へ影響を及ぼすおそれが無い場合に限り、逆潮流有りの連系とすることができます。
~~18~~ サイバーセキュリティ対策 自家用電気工作物（発電事業の用に供するもの及び小規模事業用電気工作物を除く。）に係る遠隔監視システム及び制御システムは、「自家用電気工作物に係るサイバーセキュリティの確保に関するガイドライン」に準拠した対策を講じていただきます。 上記以外の発電設備等については、サイバー攻撃による発電設備等の異常動作を防止し、または発電設備等がサイバー攻撃を受けた場合にすみやかな異常の除去や影響範囲の局限化等を行なうために次のとおり、適切なサイバーセキュリティ対策を講じていただきます。 （１） 外部ネットワークや他ネットワークを通じた発電設備等の制御に係るシステムへの影響を最小化するための対策を講ずること。 （２） 発電設備等の制御に係るシステムに対して、マルウェアの侵入防止対策を講ずること。 （３） 発電者と当社との間で迅速かつ的確な情報連絡を行ない、すみやかに必要な措置を講ずるため、発電設備等に対して、セキュリティ管理責任者を設置するとともに、氏名および一般加入電話番号、または携帯電話番号を通知すること。	19 サイバーセキュリティ対策 自家用電気工作物（発電事業の用に供するもの及び小規模事業用電気工作物を除きます。）に係る遠隔監視システム及び制御システムは、「自家用電気工作物に係るサイバーセキュリティの確保に関するガイドライン」に準拠した対策を講じていただきます。 上記以外の発電設備等については、サイバー攻撃による発電設備等の異常動作を防止し、または発電設備等がサイバー攻撃を受けた場合にすみやかな異常の除去や影響範囲の局限化等を行なうために次のとおり、適切なサイバーセキュリティ対策を講じていただきます。 （１） 外部ネットワークや他ネットワークを通じた発電設備等の制御に係るシステムへの影響を最小化するための対策を講ずること。 （２） 発電設備等の制御に係るシステムに対して、マルウェアの侵入防止対策を講ずること。 （３） 発電者と当社との間で迅速かつ的確な情報連絡を行ない、すみやかに必要な措置を講ずるため、発電設備等に対して、セキュリティ管理責任者を設置するとともに、氏名および一般加入電話番号、または携帯電話番号を通知すること。
~~19~~ 発電機諸元 当社の求めに応じて、次の諸元を提出していただきます（第３者認証機関発行の認証証明書による提供も可能といたします）。	20 発電機諸元 当社の求めに応じて、次の諸元を提出していただきます（第３者認証機関発行の認証証明書による提供も可能といたします。）。

旧	新
なお、必要に応じて、記載されていない諸元等、最新の諸元等を提供していただくことがあります。	なお、必要に応じて、記載されていない諸元等、最新の諸元等を提供していただくことがあります。
別冊Ⅱ　系統連系技術要件【高圧】 Ⅱ　発電者の発電設備等の連系に必要な技術要件 2　運転可能周波数 発電設備等の連続運転可能周波数および連転可能周波数は、次のとおりとしていただきます。 ~~（1）~~連続運転可能周波数：58.2Hz をこえ 61.0Hz 以下 ~~（2）~~運転可能周波数:57.0Hz 以上 61.8Hz 以下 なお、周波数低下時の運転継続時間は、58.2Hz では 10 分程度以上、57.6Hz では 1 分程度以上としていただきます。また、周波数低下リレーの整定値は、原則として、ＦＲＴ要件の適用を受ける発電設備等の検出レベルは 57.0Hz，それ以外は 58.2Hz とし，検出時限は自動再閉路時間と協調が取れる範囲の最大値としていただきます（協調が取れる範囲の最大値：２秒）。 ただし、逆変換装置を用いた発電設備等でＦＲＴ要件非適用の設備については、これによりません。	別冊Ⅱ　系統連系技術要件【高圧】 Ⅱ　発電者の発電設備等の連系に必要な技術要件 2　運転可能周波数・並列時許容周波数 （1）運転可能周波数 発電設備等の連続運転可能周波数および連転可能周波数は、次のとおりとしていただきます。 連続運転可能周波数：58.2Hz をこえ 61.0Hz 以下 運転可能周波数:57.0Hz 以上 61.8Hz 以下 なお、周波数低下時の運転継続時間は、58.2Hz では 10 分程度以上、57.6Hz では 1 分程度以上としていただきます。また、周波数低下リレーの整定値は、原則として、ＦＲＴ要件の適用を受ける発電設備等の検出レベルは 57.0Hz，それ以外は 58.2Hz とし，検出時限は自動再閉路時間と協調が取れる範囲の最大値としていただきます（協調が取れる範囲の最大値：２秒）。 ただし、逆変換装置を用いた発電設備等でＦＲＴ要件非適用の設備については、これによりません。 （2）並列時許容周波数 系統周波数を適正値に維持する必要があるため、並列時の周波数は並列時許容周波数以内としていただきます。 なお、並列時許容周波数は、標準周波数＋0.1Hz 以下（設定可能範囲：標準周波数＋0.1 ～＋1.0Hz）とします。ただし、離島等系統固有の事由等により個別に協議させていただく場合があります。
5　需給バランス制約による発電設備等の出力の抑制 逆潮流のある発電設備等のうち、太陽光発電設備および風力発電設備ならびに蓄電池には、当社の求めに応じて、当社からの遠隔制御により 0%から 100%の範囲（1%刻み）で出力（自家消費分を除くことも可能とします。）の抑制ができる機能を有する逆変換装置やその他必要な設備を設置する等の対策を実施していただきます。 なお、ウィンドファームとしての運用がない風力発電所やウィンドファームコントローラがない風力発電所については、技術的制約を踏まえ、個別に協議させていただきます。 逆潮流のある火力発電設備およびバイオマス発電設備（ただし、再生可能エネルギー特別措置法施行規則に定める地域資源バイオマス発電設備であって、燃料貯蔵や技術に由来する制約等により出力の抑制が困難なものを除きます。）は、発電出力を技術的に合理的な範囲で最大限抑制し、多くとも 50％以下に抑制するために必要な機能を具備していただきます。 なお、停止による対応も可能とします。また、自家消費を主な目的とした発電設備等については、個別の事情を踏まえ対策の内容を協議させていただきます。	5　需給バランス制約による発電設備等の出力の抑制 逆潮流のある発電設備等のうち、太陽光発電設備および風力発電設備ならびに蓄電池には、当社の求めに応じて、当社からの遠隔制御により 0%から 100%の範囲（1%刻み）で出力（自家消費分を除くことも可能とします。）の抑制ができる機能を有する逆変換装置やその他必要な設備を設置する等の対策を実施していただきます。 なお、ウィンドファームとしての運用がない風力発電所やウィンドファームコントローラがない風力発電所については、技術的制約を踏まえ、個別に協議させていただきます。 逆潮流のある火力発電設備およびバイオマス発電設備（ただし、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則（以下「再生可能エネルギー特別措置法施行規則」といいます。）に定める地域資源バイオマス発電設備であって、燃料貯蔵や技術に由来する制約等により出力の抑制が困難なものを除きます。）は、発電出力を技術的に合理的な範囲で最大限抑制し、その最低出力を発電端の定格出力に対して、火力発電設備（混焼バイオマス発電設備を含みます。）については多くとも 30%以下、バイオマス発電設備については多くとも 50％以下に抑制するために必要な機能を具備していただきます。 なお、停止による対応も可能とします。また、自家消費を主な目的とした発電設備等については、個別の事情を踏まえ対策の内容を協議させていただきます。 実証設備の実証期間中の扱いについては、技術的制約を踏まえ個別に協議させていただき、実証期間終了後は、再協議させていただきます。
11　保護リレーの設置相数 保護リレーの設置相数は次のとおりとしていただきます。 （1） 地絡過電圧リレーは零相回路に設置すること。	11　保護リレーの設置相数 保護リレーの設置相数は次のとおりとしていただきます。 （1） 地絡過電圧リレーは零相回路に設置すること。

旧	新
（２） 過電圧リレー、周波数低下リレー、周波数上昇リレーおよび逆電力リレーは、１相設置とすること。 （３） 短絡方向リレーは、３相設置とすること。ただし、連系する系統と協調を図ることができる場合は、２相設置とすることができる~~ものといたします~~。 （４） 不足電圧リレーは、３相設置とすること。ただし、短絡方向リレーと協調を図ることができる場合は、１相設置とすることができる~~ものといたします~~。 （５） 不足電力リレーは、２相設置とすること。	（２） 過電圧リレー、周波数低下リレー、周波数上昇リレーおよび逆電力リレーは、１相設置とすること。 （３） 短絡方向リレーは、３相設置とすること。ただし、連系する系統と協調を図ることができる場合は、２相設置とすることができる。 （４） 不足電圧リレーは、３相設置とすること。ただし、短絡方向リレーと協調を図ることができる場合は、１相設置とすることができる。 （５） 不足電力リレーは、２相設置とすること。
（追加）	12　発電機運転制御装置の付加 火力発電設備およびコージェネレーション（ガスタービン・ガスエンジンを採用したコージェネレーションを除きます。）は、周波数 58.8Hz までは発電機出力を低下しない、周波数 58.8Hz 以下については、1.2Hz 低下するごとに５%以内の出力低下に抑える、または、一度出力低下しても回復する機能もしくは装置を具備していただきます。 なお、周波数変動に鋭敏な負荷設備や、構内設備（発電用所内電源を除きます。）への電源供給維持のため、自立運転に移行する必要がある自家用発電設備等については、対策内容を協議させていただきます。
~~12~~　自動負荷制限 発電設備等の脱落時等に連系する配電線や配電用変圧器等が過負荷になるおそれがある場合は、自動的に負荷を制限する対策を行なっていただきます。	13　自動負荷制限 発電設備等の脱落時等に連系する配電線や配電用変圧器等が過負荷になるおそれがある場合は、自動的に負荷を制限する対策を行なっていただきます。
~~13~~　線路無電圧確認装置の設置 発電設備等を連系する系統の再閉路時の事故防止のため、当該系統の配電用変電所の配電線引出口に線路無電圧確認装置を設置いたします。ただし、次のいずれかを満たす場合は、線路無電圧確認装置を省略できるものといたします。 （５） 逆潮流がない場合であり、かつ、系統との連系に係わる保護リレー、計器用変流器、計器用変圧器、遮断器および制御用電源配線が２系列化されており、これらが互いにバックアップ可能となっている場合。ただし、２系列目の上記装置については、次のうちいずれか１方式以上を用いて簡素化を図ることができ~~ます~~。 イ　２系列の保護リレーのうち１系列は、不足電力リレーのみとすることができ~~ます~~。 ロ　計器用変流器は、不足電力リレーを計器用変流器の末端に配置する場合、１系列目と２系列目を兼用でき~~ます~~。 ハ　計器用変圧器は、不足電圧リレーを計器用変圧器の末端に配置する場合、１系列目と２系列目を兼用でき~~ます~~。	14　線路無電圧確認装置の設置 発電設備等を連系する系統の再閉路時の事故防止のため、当該系統の配電用変電所の配電線引出口に線路無電圧確認装置を設置いたします。ただし、次のいずれかを満たす場合は、線路無電圧確認装置を省略できるものといたします。 （５） 逆潮流がない場合であり、かつ、系統との連系に係わる保護リレー、計器用変流器、計器用変圧器、遮断器および制御用電源配線が２系列化されており、これらが互いにバックアップ可能となっている場合。ただし、２系列目の上記装置については、次のうちいずれか１方式以上を用いて簡素化を図ることができる。 イ　２系列の保護リレーのうち１系列は、不足電力リレーのみとすることができる。 ロ　計器用変流器は、不足電力リレーを計器用変流器の末端に配置する場合、１系列目と２系列目を兼用できる。 ハ　計器用変圧器は、不足電圧リレーを計器用変圧器の末端に配置する場合、１系列目と２系列目を兼用できる。
~~14~~　接地方式 接地方式は、連系する系統に適合した方式としていただきます。	15　接地方式 接地方式は、連系する系統に適合した方式としていただきます。
~~15~~　直流流出防止変圧器の設置 逆変換装置を用いて発電設備等を連系する場合は、逆変換装置から直流が系統へ流出することを防止するために、受電地点と逆変換装置との間に変圧器（単巻変圧器を除きます。）を設置していただきます。 ただし、次のすべての条件に適合する場合は、変圧器の設置を省略することができます。 （１） 逆変換装置の交流出力側で直流を検出し、交流出力を停止する機能を有すること。 （２） 逆変換装置の直流回路が非接地であること、または逆変換装置に高周波変圧器を用いていること。 なお、設置する変圧器は、直流流出防止専用である必要はありません。	16　直流流出防止変圧器の設置 逆変換装置を用いて発電設備等を連系する場合は、逆変換装置から直流が系統へ流出することを防止するために、受電地点と逆変換装置との間に変圧器（単巻変圧器を除きます。）を設置していただきます。 ただし、次のすべての条件に適合する場合は、変圧器の設置を省略することができます。 （１） 逆変換装置の交流出力側で直流を検出し、交流出力を停止する機能を有すること。 （２） 逆変換装置の直流回路が非接地であること、または逆変換装置に高周波変圧器を用いていること。 なお、設置する変圧器は、直流流出防止専用である必要はありません。

旧	新
~~16~~　電圧変動 （１）　常時電圧変動対策 連系する系統における低圧需要家の電圧を適正値（標準電圧 100V に対しては 101±6V、標準電圧 200V に対しては 202±20V）以内に維持する必要があるため、発電設備等の解列による電圧低下や逆潮流による系統の電圧上昇等により適正値を逸脱するおそれがあるときは、次に示す電圧変動対策を行なっていただきます。 なお、これにより対応できない場合には、配電線新設による負荷分割等の配電線増強や専用線による連系を行なうなどの対策を行ないます。 イ　発電設備等の脱落等により低圧需要家の電圧が適正値を逸脱するおそれがあるときには、自動的に負荷を制限すること。 ロ　発電設備等の逆潮流により低圧需要家の電圧が適正値を逸脱するおそれがあるときには、自動的に電圧を調整すること。	17　電圧変動 （１）　常時電圧変動対策 連系する系統における低圧需要家の電圧を適正値（標準電圧 100V に対しては 101±6V、標準電圧 200V に対しては 202±20V）以内に維持する必要があるため、発電設備等の解列による電圧低下や逆潮流による系統の電圧上昇等により適正値を逸脱するおそれがあるときは、次に示す電圧変動対策を行なっていただきます。 なお、これにより対応できない場合には、配電線新設による負荷分割等の配電線増強や専用線による連系を行なうなどの対策を行ないます。 イ　発電設備等の脱落等により低圧需要家の電圧が適正値を逸脱するおそれがあるときには、自動的に負荷を制限すること。または、適正な電圧が維持できる範囲まで自動的に負荷を制限する自動負荷遮断装置を設置すること。 ロ　発電設備等の逆潮流により低圧需要家の電圧が適正値を逸脱するおそれがあるときには、自動的に電圧を調整すること。 また、受電点および発電端の力率は、協議により決定することとするが、高圧配電線等の系統状況により個別に力率値を指定する場合には、力率値を変更すること。 この自動電圧調整の手段としては、逆潮流電力の大きさや発電設備等の形式により、以下の４方式などから選択することとなる。 （イ）発電設備等を一定の遅相で運転して、一定値以上の逆潮流が発生するときに力率改善用コンデンサ（一般には開放）で受電点の力率を所定力率に調整すること。 （ロ）発電設備等を一定の進相で運転して、一定値以上の逆潮流が発生するときに力率改善用コンデンサで受電点の力率を所定力率に調整すること。 （ハ）一定値以上の逆潮流が発生するときに、力率改善用コンデンサを一定値まで減じ、かつ発電設備等の無効電力出力を制御して受電点の力率を所定力率に調整すること。ただし、発電設備等の無効電力出力が限界値となる場合には、有効電力を減ずることで電圧上昇の抑制をするとともに受電点の力率を所定力率に調整すること。 （ニ）PCS の力率一定制御【80%～100%（1%刻み）】（進相または遅相運転）又は SVC の制御などにより、受電点の力率を所定力率に調整すること。
~~17~~　電圧フリッカ 発電設備等を設置する場合は、発電設備等の頻繁な解列や出力変動、単独運転検出機能（能動方式）による電圧フリッカにより適正値を逸脱するおそれがあるときは、次に示す電圧フリッカ対策等を行っていただきます。	18　電圧フリッカ 発電設備等を設置する場合は、発電設備等の頻繁な解列や出力変動、単独運転検出機能（能動方式）による電圧フリッカにより適正値を逸脱するおそれがあるときは、次に示す電圧フリッカ対策等を行っていただきます。
~~18~~　短絡容量 発電設備等の連系により系統の短絡容量が他者の遮断器の遮断容量等を上回るおそれがある場合は、短絡電流を制限する装置（限流リアクトル等）を設置していただきます。 なお、これにより対応できない場合は、短絡容量対策について個別に検討・協議させていただきます。	19　短絡容量 発電設備等の連系により系統の短絡容量が他者の遮断器の遮断容量等を上回るおそれがある場合は、短絡電流を制限する装置（限流リアクトル等）を設置していただきます。 なお、これにより対応できない場合は、短絡容量対策について個別に検討・協議させていただきます。
~~19~~　発電機定数・諸元 発電機並列時の短絡電流抑制対策等の面から、発電機定数を当社から指定させていただく場合があります。 また、当社の求めに応じて、次の諸元を提出していただきます（第３者認証機関発行の認証証明書による提供も可	20　発電機定数・諸元 発電機並列時の短絡電流抑制対策等の面から、発電機定数を当社から指定させていただく場合があります。 また、当社の求めに応じて、次の諸元を提出していただきます（第３者認証機関発行の認証証明書による提供も可

旧	新
能といたします)。 なお、必要に応じて、記載されていない諸元等、最新の諸元等を提供していただくことがあります。	能といたします)。 なお、必要に応じて、記載されていない諸元等、最新の諸元等を提供していただくことがあります。
~~20~~ 昇圧用変圧器 短絡電流抑制対策や発電機並列時の電圧低下対策等の面から、昇圧用変圧器のインピーダンス等を当社から指定させていただく場合があります。 また、電圧タップ値等を指定させていただく場合があります。	21 昇圧用変圧器 短絡電流抑制対策や発電機並列時の電圧低下対策等の面から、昇圧用変圧器のインピーダンス等を当社から指定させていただく場合があります。 また、電圧タップ値等を指定させていただく場合があります。
~~21~~ 連絡体制 （１） 発電者の構内事故および系統側の事故等により、連系用遮断器が動作した場合等（サイバー攻撃により設備異常が発生し、または発生するおそれがある場合を含みます。）には、当社と発電者との間で迅速かつ的確な情報連絡を行ない、すみやかに必要な措置を講ずる必要があります。このため、当社と発電者の技術員駐在箇所等との間には、保安通信用電話設備を設置していただきます。 ただし、保安通信用電話設備は次のうちいずれかを用いることができます。 イ 専用保安通信用電話設備 ロ 電気通信事業者の専用回線電話 ハ 次の条件をすべて満たす場合においては、一般加入電話または携帯電話 （イ） 発電者側の交換機を介さず直接技術員との通話が可能な方式（交換機を介する代表番号方式ではなく、直接技術員駐在箇所へつながる単番方式）とし、発電設備等の保守監視場所に常時設置されていること。 （ロ） 話中の場合に割り込みが可能な方式（キャッチホン等）であること。 （ハ） 停電時においても通話可能なものであること。 （ニ） 災害時等において当社と連絡が取れない場合には、当社との連絡が取れるまでの間、発電設備等の解列または運転を停止するよう、保安規程上明記されていること。 （２） 当社に系統運用上必要な情報を提供していただきます。提供情報は、当社が必要と認めた都度提供していただきます。	22 連絡体制 （１） 発電者の構内事故および系統側の事故等により、連系用遮断器が動作した場合等（サイバー攻撃により設備異常が発生し、または発生するおそれがある場合を含みます。）には、当社と発電者との間で迅速かつ的確な情報連絡を行ない、すみやかに必要な措置を講ずる必要があります。このため、当社と発電者の技術員駐在箇所等との間には、保安通信用電話設備を設置していただきます。 ただし、保安通信用電話設備は次のうちいずれかを用いることができます。 イ 専用保安通信用電話設備 ロ 電気通信事業者の専用回線電話 ハ 次の条件をすべて満たす場合においては、一般加入電話または携帯電話 （イ） 発電者側の交換機を介さず直接技術員との通話が可能な方式（交換機を介する代表番号方式ではなく、直接技術員駐在箇所へつながる単番方式）とし、発電設備等の保守監視場所に常時設置されていること。 （ロ） 話中の場合に割り込みが可能な方式（キャッチホン等）であること。 （ハ） 停電時においても通話可能なものであること。 （ニ） 災害時等において当社と連絡が取れない場合には、当社との連絡が取れるまでの間、発電設備等の解列または運転を停止するよう、保安規程上明記されていること。 （２） 当社に系統運用上必要な情報を提供していただきます。提供情報は、当社が必要と認めた都度提供していただきます。
~~22~~ バンク逆潮流の制限 配電用変電所のバンクにおいて逆潮流が発生すると、電力品質面および保護協調面で問題が生じるおそれがあることから、原則として逆潮流が生じないよう発電者で発電または放電出力を抑制していただきます。ただし、配電用変電所に保護装置等を設置することにより、電力品質面および保護協調面で問題が生じないよう対策を行なう場合はこの限りではありません。	23 バンク逆潮流の制限 配電用変電所のバンクにおいて逆潮流が発生すると、電力品質面および保護協調面で問題が生じるおそれがあることから、原則として逆潮流が生じないよう発電者で発電または放電出力を抑制していただきます。ただし、配電用変電所に保護装置等を設置することにより、電力品質面および保護協調面で問題が生じないよう対策を行なう場合はこの限りではありません。
~~23~~ サイバーセキュリティ対策 事業用電気工作物（発電事業の用に供するものに限ります。）は、電気事業法にもとづき、電力制御システムセキュリティガイドラインに準拠した対策を講じていただきます。 自家用電気工作物（発電事業の用に供するもの及び小規模事業用電気工作物を除く。）に係る遠隔監視システム及び制御システムは、「自家用電気工作物に係るサイバーセキュリティの確保に関するガイドライン」に準拠した対策を講じていただきます。	24 サイバーセキュリティ対策 事業用電気工作物（発電事業の用に供するものに限ります。）は、電気事業法にもとづき、電力制御システムセキュリティガイドラインに準拠した対策を講じていただきます。 自家用電気工作物（発電事業の用に供するもの及び小規模事業用電気工作物を除きます。）に係る遠隔監視システム及び制御システムは、「自家用電気工作物に係るサイバーセキュリティの確保に関するガイドライン」に準拠した対策を講じていただきます。

旧	新
Ⅲ　需要者の電気設備の連系に必要な技術要件 10　保護リレーの設置相数 保護リレーの設置相数は次のとおりとしていただきます。 （１）　地絡過電流リレーおよび地絡方向リレーは零相回路設置と~~していただきます~~。 （２）　過電流リレーは２相設置と~~していただきます~~。	Ⅲ　需要者の電気設備の連系に必要な技術要件 10　保護リレーの設置相数 保護リレーの設置相数は次のとおりとしていただきます。 （１）　地絡過電流リレーおよび地絡方向リレーは零相回路設置とすること。 （２）　過電流リレーは２相設置とすること。
12　サイバーセキュリティ対策 自家用電気工作物（発電事業の用に供するもの及び小規模事業用電気工作物を除く。）に係る遠隔監視システム及び制御システムは、「自家用電気工作物に係るサイバーセキュリティの確保に関するガイドライン」に準拠した対策を講じていただきます。	12　サイバーセキュリティ対策 自家用電気工作物（発電事業の用に供するもの及び小規模事業用電気工作物を除きます。）に係る遠隔監視システム及び制御システムは、「自家用電気工作物に係るサイバーセキュリティの確保に関するガイドライン」に準拠した対策を講じていただきます。
別冊Ⅲ　系統連系技術要件【特別高圧】 Ⅱ　発電者の発電設備等の連系に必要な技術要件 5　需給バランス制約による発電設備等の出力の抑制 逆潮流のある発電設備等のうち、太陽光発電設備および風力発電設備ならびに蓄電池には、当社の求めに応じて、当社からの遠隔制御により 0%から 100%の範囲（1%刻み）で出力（自家消費分を除くことも可能とします。）の抑制ができる機能を有する逆変換装置やその他必要な設備を設置する等の対策を実施していただきます。 なお、ウィンドファームとしての運用がない風力発電所やウィンドファームコントローラがない風力発電所については、技術的制約を踏まえ、個別に協議させていただきます。 逆潮流のある火力発電設備およびバイオマス発電設備（ただし、再生可能エネルギー特別措置法施行規則に定める地域資源バイオマス発電設備であって、燃料貯蔵や技術に由来する制約等により出力の抑制が困難なものを除きます。）は、発電出力を技術的に合理的な範囲で最大限抑制し、多くとも 50％以下に抑制するために必要な機能を具備していただきます。 なお、停止による対応も可能とします。また、自家消費を主な目的とした発電設備等については、個別の事情を踏まえ対策の内容を協議させていただきます。	別冊Ⅲ　系統連系技術要件【特別高圧】 Ⅱ　発電者の発電設備等の連系に必要な技術要件 5　需給バランス制約による発電設備等の出力の抑制 逆潮流のある発電設備等のうち、太陽光発電設備および風力発電設備ならびに蓄電池には、当社の求めに応じて、当社からの遠隔制御により 0%から 100%の範囲（1%刻み）で出力（自家消費分を除くことも可能とします。）の抑制ができる機能を有する逆変換装置やその他必要な設備を設置する等の対策を実施していただきます。 なお、ウィンドファームとしての運用がない風力発電所やウィンドファームコントローラがない風力発電所については、技術的制約を踏まえ、個別に協議させていただきます。 逆潮流のある火力発電設備およびバイオマス発電設備（ただし、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則（以下「再生可能エネルギー特別措置法施行規則」といいます。）に定める地域資源バイオマス発電設備であって、燃料貯蔵や技術に由来する制約等により出力の抑制が困難なものを除きます。）は、発電出力を技術的に合理的な範囲で最大限抑制し、その最低出力を発電端の定格出力に対して、火力発電設備（混焼バイオマス発電設備を含みます。）については多くとも 30%以下、バイオマス発電設備については多くとも 50％以下に抑制するために必要な機能を具備していただきます。 なお、停止による対応も可能とします。また、自家消費を主な目的とした発電設備等については、個別の事情を踏まえ対策の内容を協議させていただきます。 実証設備の実証期間中の扱いについては、技術的制約を踏まえ個別に協議させていただき、実証期間終了後は、再協議させていただきます。
7　不要解列の防止 （１）　保護協調 発電設備等の故障または系統の事故時に、事故の除去、事故範囲の局限化、系統運用の安定・公衆保安の確保などを行なうために、次の考え方にもとづき保護協調を図っていただきます。 なお、構内設備の故障に対しては、Ⅲ（需要者の電気設備の連系に必要な技術要件）に準じた対策を実施していただきます。 イ　発電設備等の異常および故障に対しては、この影響を連系する系統へ波及させないために、発電設備等を当該系統から解列すること。 ロ　連系する系統に事故が発生した場合は、原則として当該系統から発電設備等を解列すること。ただし、再閉路方式によっては、解列が不要な場合があ~~ります~~。	7　不要解列の防止 （１）　保護協調 発電設備等の故障または系統の事故時に、事故の除去、事故範囲の局限化、系統運用の安定・公衆保安の確保などを行なうために、次の考え方にもとづき保護協調を図っていただきます。 なお、構内設備の故障に対しては、Ⅲ（需要者の電気設備の連系に必要な技術要件）に準じた対策を実施していただきます。 イ　発電設備等の異常および故障に対しては、この影響を連系する系統へ波及させないために、発電設備等を当該系統から解列すること。 ロ　連系する系統に事故が発生した場合は、原則として当該系統から発電設備等を解列すること。ただし、再閉路方式によっては、解列が不要な場合がある。

旧	新
ハ　上位系統事故、連系する系統の事故などにより当該系統の電源が喪失した場合であって単独運転が認められない場合には、発電設備等が解列し単独運転が生じないこと。 ニ　連系する系統における事故後再閉路時に、原則として発電設備等が当該系統から解列されていること。 ホ　連系する系統以外の事故時には、原則として発電設備等は解列しないこと。 ヘ　連系する系統から発電設備等が解列する場合には、逆電力リレー、不足電力リレー等による解列を、自動再閉路時間より短い時限かつ過渡的な電力変動による当該発電設備等の不要な遮断を回避できる時限で行なうこと。 （3）　電圧・周波数変動による不要解列の防止 作業停止や需要増加等に伴い、電圧・周波数変動が継続する状況においても、発電設備等の不要解列による系統電圧・周波数維持への影響を防止するため、以下の端子電圧および周波数変動範囲においては、発電設備等を連続運転し、発電設備等の保護装置等による解列を行なわないものとしていただきます。また、これをこえる端子電圧および周波数変動においても、設備に支障が無い範囲で運転を継続していただきます。 なお、電圧・周波数変動に鋭敏な負荷設備や、構内設備（発電用所内電源を除~~く~~）への電源供給維持のため、自立運転に移行する必要がある自家用発電設備等については、対策内容を協議させていただきます。	ハ　上位系統事故、連系する系統の事故などにより当該系統の電源が喪失した場合であって単独運転が認められない場合には、発電設備等が解列し単独運転が生じないこと。 ニ　連系する系統における事故後再閉路時に、原則として発電設備等が当該系統から解列されていること。 ホ　連系する系統以外の事故時には、原則として発電設備等は解列しないこと。 ヘ　連系する系統から発電設備等が解列する場合には、逆電力リレー、不足電力リレー等による解列を、自動再閉路時間より短い時限かつ過渡的な電力変動による当該発電設備等の不要な遮断を回避できる時限で行なうこと。 （3）　電圧・周波数変動による不要解列の防止 作業停止や需要増加等に伴い、電圧・周波数変動が継続する状況においても、発電設備等の不要解列による系統電圧・周波数維持への影響を防止するため、以下の端子電圧および周波数変動範囲においては、発電設備等を連続運転し、発電設備等の保護装置等による解列を行なわないものとしていただきます。また、これをこえる端子電圧および周波数変動においても、設備に支障が無い範囲で運転を継続していただきます。 なお、電圧・周波数変動に鋭敏な負荷設備や、構内設備（発電用所内電源を除きます。）への電源供給維持のため、自立運転に移行する必要がある自家用発電設備等については、対策内容を協議させていただきます。
8　保護装置の設置 （1）　発電設備等故障対策 発電設備等故障時の系統保護のため過電圧リレーおよび不足電圧リレーを設置していただきます。ただし、発電設備等自体の保護装置により検出・保護できる場合は省略することができます。 （2）　系統側事故対策 イ　短絡保護 系統の短絡事故時の保護のため、次の保護リレーを設置していただきます。 なお、必要に応じて連系する系統と同じ方式の保護リレーを設置していただきます。 （イ）　同期発電機を用いる場合 連系する系統の短絡事故を検出し、発電設備を解列することができる短絡方向リレーを設置すること。当該リレーが有効に機能しない場合は、短絡方向距離リレーまたは電流差動リレーを設置すること。 （ロ）　誘導発電機、二次励磁発電機または逆変換装置を用いる場合 連系する系統の短絡事故時に、発電電圧の異常低下を検出し解列することのできる不足電圧リレーを設置すること。なお、この不足電圧リレーは発電設備等事故対策用の不足電圧リレーと兼用することができ~~ます~~。	8　保護装置の設置 （1）　発電設備等故障対策 発電設備等故障時の系統保護のため過電圧リレーおよび不足電圧リレーを設置していただきます。ただし、発電設備等自体の保護装置により検出・保護できる場合は省略することができます。 （2）　系統側事故対策 イ　短絡保護 系統の短絡事故時の保護のため、次の保護リレーを設置していただきます。 なお、必要に応じて連系する系統と同じ方式の保護リレーを設置していただきます。 （イ）　同期発電機を用いる場合 連系する系統の短絡事故を検出し、発電設備を解列することができる短絡方向リレーを設置すること。当該リレーが有効に機能しない場合は、短絡方向距離リレーまたは電流差動リレーを設置すること。 （ロ）　誘導発電機、二次励磁発電機または逆変換装置を用いる場合 連系する系統の短絡事故時に、発電電圧の異常低下を検出し解列することのできる不足電圧リレーを設置すること。なお、この不足電圧リレーは発電設備等事故対策用の不足電圧リレーと兼用することができる。
13　自動負荷制限・発電抑制 （1）　発電設備等の脱落時等に主として連系する送電線および変圧器等が過負荷になるおそれがある場合は、自動的に負荷を制限する対策を行っていただきます。 また、系統事故等により他の送電線および変圧器等が過負荷になるおそれがある場合、または系統の安定度や周波数等が維持できないおそれがある場合には、自動で発電抑制~~または~~発電遮断、~~もしくは~~発電増出力（揚水遮断および蓄電池の充電停止を含~~む~~）を行っていただくことがあります。 なお、この場合、発電場所に必要な装置を設置していただきます。 ただし、出力変動緩和対策として設置していただく蓄電池については、充電を停止することにより、出力変動緩和の機能を喪失することになるため、本要件の適用範囲外とします。	13　自動負荷制限・発電抑制 （1）　発電設備等の脱落時等に主として連系する送電線および変圧器等が過負荷になるおそれがある場合は、自動的に負荷を制限する対策を行っていただきます。 また、系統事故等により他の送電線および変圧器等が過負荷になるおそれがある場合、または系統の安定度や周波数等が維持できないおそれがある場合には、自動で発電抑制もしくは発電遮断、または発電増出力（揚水遮断および蓄電池の充電停止を含みます。）を行っていただくことがあります。 なお、この場合、発電場所に必要な装置を設置していただきます。 ただし、出力変動緩和対策として設置していただく蓄電池については、充電を停止することにより、出力変動緩和の機能を喪失することになるため、本要件の適用範囲外とします。

旧	新
14　線路無電圧確認装置の設置 発電設備等を連系する変電所の引出口に線路無電圧確認装置が設置されていない場合には、再閉路時の事故防止のために、発電設備等を連系する変電所の引出口に線路無電圧確認装置を設置いたします。ただし、次のいずれかを満たす場合は、線路無電圧確認装置を省略できるものといたします。 なお、逆潮流がない場合であって、電力系統との連系に係る保護リレー、計器用変流器、計器用変圧器、遮断器および制御用電源配線が、相互予備となるように２系列化されている場合は、線路無電圧確認装置を省略できるものといたします。ただし、次のいずれかにより簡素化を図ることができます。 （１）　２系列の保護リレーのうちの１系列は、不足電力リレーのみとすることができ~~ます~~。 （２）　計器用変流器は、不足電力リレーを計器用変流器の末端に配置する場合、１系列目と２系列目を兼用でき~~ます~~。 （３）　計器用変圧器は、不足電圧リレーを計器用変圧器の末端に配置する場合、１系列目と２系列目を兼用でき~~ます~~。	14　線路無電圧確認装置の設置 発電設備等を連系する変電所の引出口に線路無電圧確認装置が設置されていない場合には、再閉路時の事故防止のために、発電設備等を連系する変電所の引出口に線路無電圧確認装置を設置いたします。ただし、次のいずれかを満たす場合は、線路無電圧確認装置を省略できるものといたします。 なお、逆潮流がない場合であって、電力系統との連系に係る保護リレー、計器用変流器、計器用変圧器、遮断器および制御用電源配線が、相互予備となるように２系列化されている場合は、線路無電圧確認装置を省略できるものといたします。ただし、次のいずれかにより簡素化を図ることができます。 （１）　２系列の保護リレーのうちの１系列は、不足電力リレーのみとすることができる。 （２）　計器用変流器は、不足電力リレーを計器用変流器の末端に配置する場合、１系列目と２系列目を兼用できる。 （３）　計器用変圧器は、不足電圧リレーを計器用変圧器の末端に配置する場合、１系列目と２系列目を兼用できる。
15　発電機運転制御装置の付加 （１）　系統安定化、潮流制御のための機能 系統安定化、潮流制御等の理由により運転制御が必要な場合には、以下の機能を具備した運転制御装置を設置していただきます。なお、設置については個別に協議させていただきます。 イ　ＰＳＳ（Power System Stabilizer） ロ　超速応励磁自動電圧調整機能 （２）　周波数調整のための機能 火力発電設備~~および~~混焼バイオマス発電設備（地域資源バイオマス発電設備を除きます。）については、以下の周波数調整機能を具備していただきます。なお、その他の発電設備等については、個別に協議させていただきます。 ~~イ~~ガバナフリー運転（以下「ＧＦ」といいます。） タービンの調速機（ガバナ）を系統周波数の変動に応じて発電機出力を変化させるように運転（ガバナフリー運転）する機能を具備すること。 ~~ロ~~ＬＦＣ（Load Frequency Control：負荷周波数制御）機能（以下「ＬＦＣ」といいます。） 当社からのＬＦＣ信号に追従し、発電機出力を変動させる機能を具備すること。 ~~ハ~~周波数変動補償機能 標準周波数±0.2Hz をこえた場合、系統の周波数変動により、ガバナで調整した出力を発電所の自動出力制御装置が、出力指令値に引き戻すことがないように、ガバナによる出力変動相当を出力指令値に加算する機能を具備すること。 ~~ニ~~ＥＤＣ（Economic load Dispatching Control：経済負荷配分制御）機能（以下「ＥＤＣ」といいます。） 当社からの出力指令値に発電機出力を自動追従制御する機能を具備すること。 ~~ホ~~出力低下防止機能 ~~100MW 以上の~~火力発電設備は、周波数 58.8Hz までは発電機出力を低下しない、周波数 58.8Hz 以下については、1.2Hz 低下するごとに 5%以内の出力低下に抑える、~~もしくは~~、一度出力低下しても回復する機能を具備すること。 ~~なお、~~具体的な発電設備の性能は、次のとおり~~です~~。ただし、系統の電源構成の状況等、必要に応じて別途協議を行なうことがあ~~ります~~。	15　発電機運転制御装置の付加 （１）　系統安定化、潮流制御のための機能 系統安定化、潮流制御等の理由により運転制御が必要な場合には、以下の機能を具備した運転制御装置を設置していただきます。なお、設置については個別に協議させていただきます。 イ　ＰＳＳ（Power System Stabilizer） ロ　超速応励磁自動電圧調整機能 （２）　周波数調整のための機能 火力発電設備、混焼バイオマス発電設備（地域資源バイオマス発電設備を除きます。）および揚水発電設備（発電方向）については、以下の周波数調整機能を具備していただきます。なお、その他の発電設備等については、個別に協議させていただきます。 イ　火力発電設備及び混焼バイオマス発電設備（地域資源バイオマス発電設備を除きます。） （イ）　ガバナフリー運転（以下「ＧＦ」といいます。） タービンの調速機（ガバナ）を系統周波数の変動に応じて発電機出力を変化させるように運転（ガバナフリー運転）する機能を具備すること。 （ロ）　ＬＦＣ（Load Frequency Control：負荷周波数制御）機能（以下「ＬＦＣ」といいます。） 当社からのＬＦＣ信号に追従し、発電機出力を変動させる機能を具備すること。 （ハ）　周波数変動補償機能 標準周波数±0.2Hz をこえた場合、系統の周波数変動により、ガバナで調整した出力を発電所の自動出力制御装置が、出力指令値に引き戻すことがないように、ガバナによる出力変動相当を出力指令値に加算する機能を具備すること。 （ニ）　ＥＤＣ（Economic load Dispatching Control：経済負荷配分制御）機能（以下「ＥＤＣ」といいます。） 当社からの出力指令値に発電機出力を自動追従制御する機能を具備すること。 （ホ）　出力低下防止機能 火力発電設備およびコージェネレーション（ガスタービン・ガスエンジンを採用した 60MW 未満のコージェネレーションを除きます。）は、周波数 58.8Hz までは発電機出力を低下しない、周波数 58.8Hz 以下については、1.2Hz 低下するごとに 5%以内の出力低下に抑える、または、一度出力低下しても回復する機能もしくは装置を具備すること。 なお、周波数変動に鋭敏な負荷設備や、構内設備（発電用所内電源を除きます。）への電源供給維持のため、自立運転に移行する必要がある自家用発電設備等については、対策内容を協議する。

旧

	発電機定格出力	100MW以上	
		ガスタービン発電設備（GT）およびガスタービンコンバインドサイクル発電設備（GTCC）	その他の火力発電設備および混焼バイオマス発電設備※6
機能・仕様等	GF 調定率	５％以下	５％以下
	GF 幅※1	５％以上（定格出力基準）	３％以上（定格出力基準）
	GF 制御応答性	２秒以内に出力変化開始、10 秒以内に GF 幅の出力変化完了※7	
	LFC 幅	±５％以上（定格出力基準）	±５％以上（定格出力基準）
	LFC 変化速度※2	５％／分以上（定格出力基準）	１％／分以上（定格出力基準）
	LFC 制御応答性	20 秒以内に出力変化開始※7	60 秒以内に出力変化開始※7
	EDC 変化速度※2	５％／分以上（定格出力基準）	１％／分以上（定格出力基準）
	EDC 制御応答性	20 秒以内に出力変化開始※7	60 秒以内に出力変化開始※7
	EDC+LFC 変化速度	10％／分以上（定格出力基準）	１％／分以上（定格出力基準）
	最低出力※3※4（定格出力基準）	~~5~~0%以下 DSS 機能具備※5	30％以下

※１　ＧＴおよびＧＴＣＣについては負荷制限設定値までの上げ余裕値が定格出力の５％以上、その他の発電機については定格出力の３％以上を確保。定格出力付近などの要件を満たせない出力帯について別途協議。
※２　定格出力付近のオーバーシュート防止や低出力帯での安定運転により満たせない場合には別途協議。
※３　気化ガス（ＢＯＧ）処理などにより最低出力を満たせない場合には別途協議。
※４　ＥＤＣ／ＬＦＣ指令で制御可能な最低出力。
※５　日間起動停止運転（ＤＳＳ）は、発電機解列～並列まで８時間以内で可能なこと。
※６　地域資源バイオマス発電設備を除く。
※７　記載の秒数は目安値とし、可能な限り早期に出力変化開始し、出力変化完了すること。

また、周波数調整機能に必要な受信信号（ＥＤＣ・ＬＦＣ指令値）を受信する機能および、必要な送信信号（現在出力、可能最大発電出力〔ＧＴおよびＧＴＣＣのみ。〕、ＥＤＣ・ＬＦＣ使用／除外、運転可能出力帯〔バンド〕状態）を送信する機能を具備~~していただきます~~。

新

具体的な発電設備の性能は、次のとおり。ただし、系統の電源構成の状況等、必要に応じて別途協議を行なうことがある。

	発電機定格出力	100MW以上	
		ガスタービン発電設備（GT）およびガスタービンコンバインドサイクル発電設備（GTCC）	その他の火力発電設備および混焼バイオマス発電設備※6
機能・仕様等	GF 調定率	５％以下	５％以下
	GF 幅※1	５％以上（定格出力基準）	３％以上（定格出力基準）
	GF 制御応答性	２秒以内に出力変化開始、10 秒以内に GF 幅の出力変化完了※7	
	LFC 幅	±５％以上（定格出力基準）	±５％以上（定格出力基準）
	LFC 変化速度※2	５％／分以上（定格出力基準）	１％／分以上（定格出力基準）
	LFC 制御応答性	20 秒以内に出力変化開始※7	60 秒以内に出力変化開始※7
	EDC 変化速度※2	５％／分以上（定格出力基準）	１％／分以上（定格出力基準）
	EDC 制御応答性	20 秒以内に出力変化開始※7	60 秒以内に出力変化開始※7
	EDC+LFC 変化速度	10％／分以上（定格出力基準）	１％／分以上（定格出力基準）
	最低出力※3※4（定格出力基準）	30%以下※8 DSS 機能具備※5	30％以下※8

※１　ＧＴおよびＧＴＣＣについては負荷制限設定値までの上げ余裕値が定格出力の５％以上、その他の発電機については定格出力の３％以上を確保。定格出力付近などの要件を満たせない出力帯について別途協議。
※２　定格出力付近のオーバーシュート防止や低出力帯での安定運転により満たせない場合には別途協議。
※３　気化ガス（ＢＯＧ）処理などにより最低出力を満たせない場合には別途協議。
※４　ＥＤＣ／ＬＦＣ指令で制御可能な最低出力。停止により対応をする発電設備の場合は、この限りではない。
※５　日間起動停止運転（ＤＳＳ）は、発電機解列～並列まで８時間以内で可能なこと。
※６　地域資源バイオマス発電設備を除く。
※７　記載の秒数は目安値とし、可能な限り早期に出力変化開始し、出力変化完了すること。
※８　「５．需給バランス制約による発電設備等の出力の抑制」による。

また、周波数調整機能に必要な受信信号（ＥＤＣ・ＬＦＣ指令値）を受信する機能および、必要な送信信号（現在出力、可能最大発電出力〔ＧＴおよびＧＴＣＣのみ。〕、ＥＤＣ・ＬＦＣ使用／除外、運転可能出力帯〔バンド〕状態）を送信する機能を具備すること。

ロ　揚水発電設備（発電方向）

（イ）　ＧＦ運転

水車の調速機（ガバナ）を系統周波数の変動に応じて発電機出力を変化させるように運転（ガバナフリー運転）する機能を具備すること。

（ロ）　ＬＦＣ機能

<table>
<tr><th>旧</th><th>新</th></tr>
<tr><td></td><td>当社からのＬＦＣ信号に追従し、発電機出力を変動させる機能を具備すること。
（ハ）　周波数変動補償機能
標準周波数から当社が指定する閾値をこえた場合、系統の周波数変動により、ガバナで調整した出力を発電所の自動出力制御装置が、出力指令値に引き戻すことがないように、ガバナによる出力変動相当を出力指令値に加算する機能を具備すること。ただし、同等の機能を有する場合は省略することができる。
（ニ）　ＥＤＣ機能
当社からの出力指令値に発電機出力を自動追従制御する機能を具備すること。
具体的な発電設備の性能は、次のとおり。ただし、系統の電源構成の状況等、必要に応じて別途協議を行なうことがある。
<table><tr><td></td><td>発電機定格出力</td><td>10MW以上</td></tr><tr><td rowspan="9">機能・仕様等</td><td>GF 調定率</td><td>５％以下</td></tr><tr><td>GF 幅</td><td>最低～定格出力</td></tr><tr><td>GF 制御応答性</td><td>２秒以内に出力変化開始、10 秒以内に変化量を完了
（定格出力の 5%到達にて出力変化の完了とします。）※1※2</td></tr><tr><td>LFC 幅</td><td>最低～定格出力※1</td></tr><tr><td>LFC 変化速度</td><td>10%／分以上（定格出力基準）</td></tr><tr><td>LFC 制御応答性</td><td>10 秒以内に出力変化開始※2※3</td></tr><tr><td>EDC 変化速度</td><td>10%／分以上（定格出力基準）</td></tr><tr><td>EDC 制御応答性</td><td>10 秒以内に出力変化開始※2※3</td></tr><tr><td>EDC+LFC 変化速度</td><td>10%／分以上（定格出力基準）</td></tr></table>※１　水路系の影響により制約が発生する場合は別途協議。
※２　記載の秒数は目安値とし、可能な限り早期に出力変化開始し、出力変化完了すること。
※３　慣性モーメントが大きい発電機は個別協議。

また、周波数調整機能に必要な受信信号（ＥＤＣ・ＬＦＣ指令値）を受信する機能および、必要な送信信号（現在出力、ＥＤＣ・ＬＦＣ使用／除外）を送信する機能を具備すること。</td></tr>
<tr><td>19　出力変動対策
再生可能エネルギー発電設備を連系する場合であって、出力変動により他者に影響をおよぼすおそれがあるときは、出力変化率制限機能の具備等の対策を行なっていただきます。
~~（１）~~　風力発電設備の場合
イ　発電に必要な自然エネルギーが得られる状況において、連系点での５分間の最大変動幅が発電所設備容量の10％以下となるよう対策を行なうこと。
なお、ウィンドファームコントローラを有しない小規模発電所については、対策を別途協議する~~ものといたします~~。
ロ　高風速時にカットアウトが予想される場合は、即座に停止しないよう、ストーム制御機能を具備する等の対策を行なうこと。また、カットインが予想される場合は、徐々に出力を上昇するよう対策を行なうこと。
ハ　系統周波数が上昇し適正値を逸脱するおそれがある場合は、発電設備の出力を調定率に応じて自動的に抑制すること。~~なお、調定率は、２～５%の範囲で当社から指定する値とし、不感帯は 0.2Hz 以下とするものといたし</td><td>19　出力変動対策
再生可能エネルギー発電設備を連系する場合であって、出力変動により他者に影響をおよぼすおそれがあるときは、出力変化率制限機能の具備等の対策を行なっていただきます。
（１）　太陽光発電設備の場合
発電に必要な自然エネルギーが得られる状況において、系統周波数が上昇または低下し適正値を逸脱するおそれがある場合は、発電設備の出力を調定率に応じて、自動的に出力変化すること。
（２）　風力発電設備の場合
イ　発電に必要な自然エネルギーが得られる状況において、連系点での５分間の最大変動幅が発電所設備容量の10％以下となるよう対策を行なうこと。
なお、ウィンドファームコントローラを有しない小規模発電所については、対策を別途協議する。
ロ　高風速時にカットアウトが予想される場合は、即座に停止しないよう、ストーム制御機能を具備する等の対策を行なうこと。また、カットインが予想される場合は、徐々に出力を上昇するよう対策を行なうこと。</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>旧</th><th>新</th></tr>
<tr><td>~~ます。~~</td><td>ハ　発電に必要な自然エネルギーが得られる状況において、系統周波数が上昇または低下し適正値を逸脱するおそれがある場合は、発電設備の出力を調定率に応じて自動的に出力変化すること。

なお、具体的な発電設備の性能は、次の範囲で当社から指定する値といたします。ただし、系統の電源構成の状況等、必要に応じて別途協議させていただきます。
<table><tr><td></td><td>定格出力合計</td><td>10MW以上
太陽光発電設備または風力発電設備</td></tr><tr><td rowspan="4">機能・仕様等</td><td>調定率</td><td>2～5％</td></tr><tr><td>制御応答性</td><td>2秒以内に出力変化開始、10 秒以内に変化量を完了
（出力変化量の 50%到達にて出力変化の完了とします。）</td></tr><tr><td>不感帯</td><td>±0.2Hz 以下</td></tr><tr><td>リザーブ量
（出力変化幅）※</td><td>0～10％（定格出力基準）</td></tr></table>※リザーブ量は系統周波数低下時の出力増加対応として、発電出力の抑制時に使用可能なこと。</td></tr>
<tr><td>21　発電機定数・諸元
連系系統、電圧階級によっては、発電機の安定運転対策や短絡・地絡電流抑制対策、慣性低下対策等の面から、発電機定数を当社から指定させていただく場合があります。また、当社の求めに応じて、次の諸元を提出していただきます。
なお、必要に応じて、記載されていない諸元等、最新の諸元等を提供していただくことがあります。
<table><tr><th>電源種</th><th>設備</th><th>諸元</th></tr><tr><td rowspan="16">共通</td><td rowspan="9">発電プラント</td><td>定格容量、定格出力、台数、定格電圧</td></tr><tr><td>最低出力</td></tr><tr><td>所内負荷（定格、最低）</td></tr><tr><td>力率（定格、運転可能範囲）</td></tr><tr><td>運転可能周波数の範囲、運転継続時間</td></tr><tr><td>単線結線図、系統並解列箇所</td></tr><tr><td>発電プラントモデル（原動機の種類、発電機の種類）</td></tr><tr><td>電気所監視制御方式</td></tr><tr><td rowspan="7">構内設備</td><td>自家消費電力の最大値、最小値</td></tr><tr><td>総合負荷力率</td></tr><tr><td>電動機容量（高圧・低圧）</td></tr><tr><td>電灯容量</td></tr><tr><td>高調波発生機器と高調波対策資料</td></tr><tr><td>電圧フリッカの発生源と対策設備資料</td></tr></table></td><td>21　発電機定数・諸元
連系系統、電圧階級によっては、発電機の安定運転対策や短絡・地絡電流抑制対策、慣性低下対策等の面から、発電機定数を当社から指定させていただく場合があります。また、当社の求めに応じて、次の諸元を提出していただきます。
なお、必要に応じて、記載されていない諸元等、最新の諸元等を提供していただくことがあります。
<table><tr><th>電源種</th><th>設備</th><th>諸元</th></tr><tr><td rowspan="16">共通</td><td rowspan="9">発電プラント</td><td>定格容量、定格出力、台数、定格電圧</td></tr><tr><td>最低出力</td></tr><tr><td>所内負荷（定格、最低）</td></tr><tr><td>力率（定格、運転可能範囲）</td></tr><tr><td>運転可能周波数の範囲、運転継続時間</td></tr><tr><td>単線結線図、系統並解列箇所</td></tr><tr><td>発電プラントモデル（原動機の種類、発電機の種類）</td></tr><tr><td>電気所監視制御方式</td></tr><tr><td rowspan="7">構内設備</td><td>自家消費電力の最大値、最小値</td></tr><tr><td>総合負荷力率</td></tr><tr><td>電動機容量（高圧・低圧）</td></tr><tr><td>電灯容量</td></tr><tr><td>高調波発生機器と高調波対策資料</td></tr><tr><td>電圧フリッカの発生源と対策設備資料</td></tr></table></td></tr>
</table>

旧			新		
	受電用変圧器、連系用変圧器	定格（定格容量、定格電圧）		受電用変圧器、連系用変圧器	定格（定格容量、定格電圧）
		インピーダンス（タップ電圧毎、変圧器定格容量ベース）			インピーダンス（タップ電圧毎、変圧器定格容量ベース）
		励磁特性曲線			励磁特性曲線
		制御方式、整定値			制御方式、整定値
	調相設備	定格容量、台数		調相設備	定格容量、台数
		制御方式、整定値			制御方式、整定値
	アクセス線・構内線路	インピーダンス、アドミタンス		アクセス線・構内線路	インピーダンス、アドミタンス
	遮断器	定格（遮断電流、遮断時間）		遮断器	定格（遮断電流、遮断時間）
		自動同期検定装置の有無			自動同期検定装置の有無
	保護装置	設置要素		保護装置	設置要素
		仕様			仕様
		設置場所			設置場所
		設置相数			設置相数
		解列箇所			解列箇所
		整定範囲			整定範囲
		整定値			整定値
		CT 比、VT 比			CT 比、VT 比
		シーケンスブロック			シーケンスブロック
		送電線再閉路方式			送電線再閉路方式
	記録	電気現象記録装置		記録	電気現象記録装置
誘導機	発電プラント	拘束リアクタンス	誘導機	発電プラント	拘束リアクタンス
		限流リアクトル容量			限流リアクトル容量
		限時リアクトルインピーダンス			限時リアクトルインピーダンス
		慣性定数			慣性定数
		定格すべり			定格すべり
		等価回路定数			等価回路定数
同期機	発電プラント	各種内部リアクタンス（飽和値、不飽和値）	同期機	発電プラント	各種内部リアクタンス（飽和値、不飽和値）
		各種短絡時定数・開路時定数			各種短絡時定数・開路時定数
		慣性定数（発電機＋タービン）			慣性定数（発電機＋タービン）
		制動巻線の有無			制動巻線の有無

旧			新		
		飽和特性			飽和特性
		可能出力曲線			可能出力曲線
		発電機軸モデル			発電機軸モデル
		発電機プラントモデル、モデル構築に必要なプラント、制御系の各種定数（ボイラ、タービン、水車等）			発電機プラントモデル、モデル構築に必要なプラント、制御系の各種定数（ボイラ、タービン、水車等）
		並解列所要時間（平常時、事故時）			並解列所要時間（平常時、事故時）
	制御装置	ガバナ系ブロック（調定率、GF 幅、CV、ICV モデルを含む）		制御装置	ガバナ系ブロック（調定率、GF 幅、CV、ICV モデルを含みます。）
		LFC・発電機出力制御ブロック			LFC・発電機出力制御ブロック
		EDC 変化速度（出力毎）			EDC 変化速度（出力毎）
		LFC 幅・変化速度（出力毎）			LFC 幅・変化速度（出力毎）
		出力キープタイム（出力毎、上げ下げ）			出力キープタイム（出力毎、上げ下げ）
		励磁装置の形式（直流・交流・サイリスタ・他） 応答速度（超速応励磁か否か）			励磁装置の形式（直流・交流・サイリスタ・他） 応答速度（超速応励磁か否か）
		励磁系ブロック（AVR、PSS、PSVR）			励磁系ブロック（AVR、PSS、PSVR）
		FRT 要件の適用有無			FRT 要件の適用有無
		過励磁保護 59V／F ブロック			過励磁保護 59V／F ブロック
		OEL、UEL ブロック			OEL、UEL ブロック
水力	発電プラント 制御装置	揚水待機・開始所要時間	水力	発電プラント 制御装置	揚水待機・開始所要時間
		上ダム・下ダム運用可能水位			上ダム・下ダム運用可能水位
		電水比（kW／（m^3／s））			電水比（kW／（m^3／s））
逆変換装置	発電プラント 制御装置	メーカ、型式	逆変換装置	発電プラント 制御装置	メーカ、型式
		単独運転検出方式、整定値			単独運転検出方式、整定値
		逆変換装置の容量			逆変換装置の容量
		通電電流制限値			通電電流制限値
		系統事故時の力率制御時間			系統事故時の力率制御時間
		三相事故時の事故電流（大きさ、供給時間）			三相事故時の事故電流（大きさ、供給時間）
		一、二相事故時の事故電流（大きさ、供給時間）			一、二相事故時の事故電流（大きさ、供給時間）
		FRT 要件の適用有無			FRT 要件の適用有無
		無効電力制御方式、整定値			無効電力制御方式、整定値
		慣性力供給能力			慣性力供給能力

<table>
<tr><th>旧</th><th>新</th></tr>
<tr><td>
<table>
<tr><td>風力</td><td>発電プラント
制御装置</td><td>周波数調定率設定可能範囲、不感帯設定可能範囲</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>発電機の出力特性</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>出力変動対策の方法</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>蓄電池、ウィンドファームコントローラの有無</td></tr>
<tr><td>蓄電池</td><td>発電プラント</td><td>蓄電容量</td></tr>
<tr><td>二 次 励磁機</td><td>発電プラント</td><td>拘束リアクタンス</td></tr>
</table>
</td><td>
<table>
<tr><td>太陽光</td><td>発電プラント
制御装置</td><td>発電機・制御モデル、モデルの各種定数</td></tr>
<tr><td>風力</td><td>発電プラント
制御装置</td><td>周波数調定率設定可能範囲、不感帯設定可能範囲</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>発電機の出力特性</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>出力変動対策の方法</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>蓄電池、ウィンドファームコントローラの有無</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>発電機・制御モデル、モデルの各種定数</td></tr>
<tr><td>蓄電池</td><td>発電プラント</td><td>蓄電容量</td></tr>
<tr><td>二 次 励磁機</td><td>発電プラント</td><td>拘束リアクタンス</td></tr>
</table>
</td></tr>
<tr><td>23　連絡体制

※1　慣性把握のため、系統に慣性を供給できる同期発電機は、最小単位の発電設備 1 台毎に設置していただきます。
※2　当社の求めに応じて、対策を実施していただきます。
※3　ナセルで計測する風向・風速
※4　運転可能な発電設備等の定格出力（出力制約がある場合は可能な範囲でそれを考慮）の合計。ただし、困難な場合は運転可能な発電設備等の台数</td><td>23　連絡体制

※1　慣性把握のため、系統に慣性を供給できる同期発電機は、最小単位の発電設備 1 台毎に設置していただきます。
※2　当社の求めに応じて、対策を実施していただきます。
※3　ナセルで計測する風向・風速
※4　運転可能な発電設備等の定格出力（出力制約がある場合は可能な範囲でそれを考慮。）の合計。ただし、困難な場合は運転可能な発電設備等の台数</td></tr>
<tr><td>25　サイバーセキュリティ対策
事業用電気工作物（発電事業の用に供するものに限ります。）は、電気事業法にもとづき、電力制御システムセキュリティガイドラインに準拠した対策を講じていただきます。
自家用電気工作物（発電事業の用に供するもの及び小規模事業用電気工作物を除く。）に係る遠隔監視システム及び制御システムは、「自家用電気工作物に係るサイバーセキュリティの確保に関するガイドライン」に準拠した対策を講じていただきます。</td><td>25　サイバーセキュリティ対策
事業用電気工作物（発電事業の用に供するものに限ります。）は、電気事業法にもとづき、電力制御システムセキュリティガイドラインに準拠した対策を講じていただきます。
自家用電気工作物（発電事業の用に供するもの及び小規模事業用電気工作物を除きます。）に係る遠隔監視システム及び制御システムは、「自家用電気工作物に係るサイバーセキュリティの確保に関するガイドライン」に準拠した対策を講じていただきます。</td></tr>
<tr><td>Ⅲ　需要者の電気設備の連系に必要な技術要件
2　保護協調の目的
系統および需要場所内の事故時に、事故の除去、事故範囲の局限化を行なうために、次の考え方にもとづき保護協調を行なっていただきます。
（1）　連系された系統に事故が発生した場合であって、系統保護方式に応じて必要な場合には、当該系統から電気設備を切り離~~していただきます~~。
（2）　連系された系統の事故時の再閉路時に、原則として電気設備は当該系統から切り離されていること~~としていただきます~~。
（3）　需要場所内の事故に対しては、この影響を連系された系統へ波及させないために、事故箇所を当該系統からすみやかに切り離~~していただきます~~。</td><td>Ⅲ　需要者の電気設備の連系に必要な技術要件
2　保護協調の目的
系統および需要場所内の事故時に、事故の除去、事故範囲の局限化を行なうために、次の考え方にもとづき保護協調を行なっていただきます。
（1）　連系された系統に事故が発生した場合であって、系統保護方式に応じて必要な場合には、当該系統から電気設備を切り離すこと。
（2）　連系された系統の事故時の再閉路時に、原則として電気設備は当該系統から切り離されていること。
（3）　需要場所内の事故に対しては、この影響を連系された系統へ波及させないために、事故箇所を当該系統からすみやかに切り離すこと。</td></tr>
</table>

旧	新
3　保護装置の設置 （1）　系統の事故時の保護上必要な場合には、次により保護装置を設置していただきます。 イ　中性点直接接地方式の場合で、2回線並用の引込線で連系するときには、電流差動リレーを設置~~していただきます~~。 ロ　中性点直接接地方式以外の場合で、2回線並用の引込線で連系するときには、連系された系統の短絡・地絡事故を検出し、事故区間を選択遮断することができる回線選択リレーを設置~~していただきます~~。ただし、当該リレーが有効に機能しない場合には、電流差動リレーを設置~~していただきます~~。 ハ　分岐を持つ電線路に連系する場合等で、保護上必要なときには、連系された系統の短絡・地絡事故を検出し、事故区間を切り離すことができる電流差動リレーを設置~~していただきます~~。 （2）　需要場所内の短絡事故時の保護のため、過電流リレーを設置していただきます。ただし、当該リレーが有効に機能しない場合には、短絡方向リレーまたは短絡方向距離リレーを設置していただきます。また、系統安定度を確保する等のため、必要な場合は母線保護リレーを設置していただきます。 （3）　需要場所内の地絡事故時の保護のため、地絡過電流リレーを設置していただきます。ただし、当該リレーが有効に機能しない場合には、地絡方向リレーまたは地絡方向距離リレーを設置していただきます。また、系統安定度を確保する等のため、必要な場合は母線保護リレーを設置していただきます。 （4）　保護装置の設置形態は、必要により主保護装置と後備保護装置との組み合わせとしていただきます。 （5）　需要者の保護装置は、当社の保護装置と協調を図っていただきます。	3　保護装置の設置 （1）　系統の事故時の保護上必要な場合には、次により保護装置を設置していただきます。 イ　中性点直接接地方式の場合で、2回線並用の引込線で連系するときには、電流差動リレーを設置すること。 ロ　中性点直接接地方式以外の場合で、2回線並用の引込線で連系するときには、連系された系統の短絡・地絡事故を検出し、事故区間を選択遮断することができる回線選択リレーを設置すること。ただし、当該リレーが有効に機能しない場合には、電流差動リレーを設置すること。 ハ　分岐を持つ電線路に連系する場合等で、保護上必要なときには、連系された系統の短絡・地絡事故を検出し、事故区間を切り離すことができる電流差動リレーを設置すること。 （2）　需要場所内の短絡事故時の保護のため、過電流リレーを設置していただきます。ただし、当該リレーが有効に機能しない場合には、短絡方向リレーまたは短絡方向距離リレーを設置していただきます。また、系統安定度を確保する等のため、必要な場合は母線保護リレーを設置していただきます。 （3）　需要場所内の地絡事故時の保護のため、地絡過電流リレーを設置していただきます。ただし、当該リレーが有効に機能しない場合には、地絡方向リレーまたは地絡方向距離リレーを設置していただきます。また、系統安定度を確保する等のため、必要な場合は母線保護リレーを設置していただきます。 （4）　保護装置の設置形態は、必要により主保護装置と後備保護装置との組み合わせとしていただきます。 （5）　需要者の保護装置は、当社の保護装置と協調を図っていただきます。
5　保護リレーの設置相数 保護リレーの設置相数は次のとおりとしていただきます。 （1）　地絡過電流リレー、地絡方向リレー、地絡用回線選択リレーおよび地絡用電流差動リレーは零相回路設置と~~していただきます~~。 （2）　短絡方向リレー、不足電圧リレー、過電流リレー、短絡用回線選択リレー、短絡・地絡兼用電流差動リレー、短絡用電流差動リレー、短絡方向距離リレーおよび地絡方向距離リレーは3相設置と~~していただきます~~。	5　保護リレーの設置相数 保護リレーの設置相数は次のとおりとしていただきます。 （1）　地絡過電流リレー、地絡方向リレー、地絡用回線選択リレーおよび地絡用電流差動リレーは零相回路設置とすること。 （2）　短絡方向リレー、不足電圧リレー、過電流リレー、短絡用回線選択リレー、短絡・地絡兼用電流差動リレー、短絡用電流差動リレー、短絡方向距離リレーおよび地絡方向距離リレーは3相設置とすること。
12　サイバーセキュリティ対策 自家用電気工作物（発電事業の用に供するもの及び小規模事業用電気工作物を除~~く~~。）に係る遠隔監視システム及び制御システムは、「自家用電気工作物に係るサイバーセキュリティの確保に関するガイドライン」に準拠した対策を講じていただきます。	12　サイバーセキュリティ対策 自家用電気工作物（発電事業の用に供するもの及び小規模事業用電気工作物を除きます。）に係る遠隔監視システム及び制御システムは、「自家用電気工作物に係るサイバーセキュリティの確保に関するガイドライン」に準拠した対策を講じていただきます。

３　工事に関する費用の負担に関する算出の根拠および決定の方法に関する説明書

工事に関する費用の負担に関する算出の根拠および決定の方法に関する説明書

混雑緩和プロセスにおける工事費負担金の算出につきましては、第52回総合資源エネルギー調査会省エネルギー・新エネルギー分科会／電力・ガス事業分科会再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会（2023年６月21日開催）において、系統増強を希望した発電事業者の負担を基本とした上で、混雑緩和プロセスによる系統増強が一般送配電事業者の計画している設備更新と同調できるなど、一般送配電事業者の受益と評価できる部分については、一般負担として控除する整理がなされたことを反映いたしました。

また、混雑緩和プロセスの参加者に求める保証金につきましては、第69回広域系統整備委員会（2023年８月９日開催）において、従来の一括検討プロセスと同等に設定する整理がなされたことを反映いたしました。

託送供給等約款変更認可申請書

2024年11月29日

九州電力送配電株式会社

託送供給等約款変更認可申請書

契託制第 10 号
2024年11月29日

経済産業大臣　武藤　容治　殿

福岡市中央区渡辺通二丁目１番82号
九州電力送配電株式会社
代表取締役社長　今　村　　弘

次のとおり託送供給等約款の変更の認可を受けたいので，電気事業法第18条第１項の規定により申請します。

変　更　の　内　容	別紙　託送供給等約款のとおりであります。
実　施　期　日	2025年４月１日

別　紙

託 送 供 給 等 約 款

2025年４月１日 実施

九 州 電 力 送 配 電 株 式 会 社

託 送 供 給 等 約 款
目　　次

Ⅰ　総　　則 …… Ⅰ - 1

1　適　　用 …… Ⅰ - 1

2　託送供給等約款の認可および変更 …… Ⅰ - 2

3　定　　義 …… Ⅰ - 2

4　代表契約者の選任 …… Ⅰ - 9

5　託送供給等に関する取扱い …… Ⅰ - 10

6　単位および端数処理 …… Ⅰ - 10

7　実 施 細 目 …… Ⅰ - 11

Ⅱ　契約の申込み …… Ⅱ - 1

8　契 約 の 要 件 …… Ⅱ - 1

9　検討および契約の申込み …… Ⅱ - 6

10　契約の成立および契約期間 …… Ⅱ - 17

11　託送供給等の開始 …… Ⅱ - 19

12　供給準備その他必要な手続きのための協力 …… Ⅱ - 19

13　電気方式，電圧および周波数 …… Ⅱ - 19

14　発電場所および需要場所 …… Ⅱ - 22

15　供給および契約の単位 …… Ⅱ - 24

16　承 諾 の 限 界 …… Ⅱ - 29

17　契約書の作成 …… Ⅱ - 30

Ⅲ　料　　金 …… Ⅲ - 1

18　料　　金 …… Ⅲ - 1

19　接続送電サービス …… Ⅲ - 3

20　臨時接続送電サービス …… Ⅲ - 38

21　予備送電サービス　…… Ⅲ - 51
22　系統連系受電サービス　…… Ⅲ - 53
23　発電量調整受電計画差対応電力　…… Ⅲ - 58
24　接続対象計画差対応電力　…… Ⅲ - 60
25　需要抑制量調整受電計画差対応電力　…… Ⅲ - 61
26　給電指令時補給電力　…… Ⅲ - 62

Ⅳ　料金の算定および支払い　…… Ⅳ - 1
27　料金の適用開始の時期　…… Ⅳ - 1
28　検　　針　　日　…… Ⅳ - 1
29　料金の算定期間　…… Ⅳ - 3
30　計　　　　　量　…… Ⅳ - 4
31　電力および電力量の算定　…… Ⅳ - 7
32　損　　失　　率　…… Ⅳ - 29
33　料　金　の　算　定　…… Ⅳ - 29
34　支払義務の発生および支払期日　…… Ⅳ - 34
35　料金その他の支払方法　…… Ⅳ - 37
36　保　　証　　金　…… Ⅳ - 41
37　連　帯　責　任　…… Ⅳ - 44

Ⅴ　供　　　　給　…… Ⅴ - 1
38　託送供給等の実施　…… Ⅴ - 1
39　給電指令の実施等　…… Ⅴ - 5
40　適正契約の保持等　…… Ⅴ - 9
41　契　約　超　過　金　…… Ⅴ - 9
42　力　率　の　保　持　…… Ⅴ - 14
43　発電場所および需要場所への立入りによる業務の実施　…… Ⅴ - 15
44　託送供給等にともなう協力　…… Ⅴ - 16

45　託送供給等の停止 ····· Ⅴ－17
46　託送供給等の停止の解除 ····· Ⅴ－19
47　託送供給等の停止期間中の料金 ····· Ⅴ－19
48　違　　約　　金 ····· Ⅴ－19
49　損害賠償の免責 ····· Ⅴ－20
50　設 備 の 賠 償 ····· Ⅴ－21

Ⅵ　契約の変更および終了 ····· Ⅵ－1
51　契 約 の 変 更 ····· Ⅵ－1
52　名 義 の 変 更 ····· Ⅵ－4
53　契 約 の 廃 止 ····· Ⅵ－5
54　供給開始後の契約の消滅または変更にともなう料金および
　　工事費の精算 ····· Ⅵ－7
55　解　　約　　等 ····· Ⅵ－13
56　契約消滅後の債権債務関係 ····· Ⅵ－16

Ⅶ　受電方法および供給方法ならびに工事 ····· Ⅶ－1
57　受電地点，供給地点および施設 ····· Ⅶ－1
58　架 空 引 込 線 ····· Ⅶ－3
59　地 中 引 込 線 ····· Ⅶ－4
60　連接引込線等 ····· Ⅶ－6
61　中高層集合住宅等における受電方法および供給方法 ····· Ⅶ－7
62　引込線の接続 ····· Ⅶ－7
63　計量器等の取付け ····· Ⅶ－8
64　通信設備の施設 ····· Ⅶ－9
65　専用供給設備 ····· Ⅶ－10
66　電流制限器等の取付け ····· Ⅶ－12

Ⅷ　**工事費の負担** ····· Ⅷ - 1
67　受電地点への供給設備の工事費負担金 ····· Ⅷ - 1
68　受電用計量器等の工事費負担金 ····· Ⅷ - 7
69　会社間連系設備の工事費負担金 ····· Ⅷ - 7
70　供給地点への供給設備の工事費負担金 ····· Ⅷ - 7
71　工事費負担金の申受けおよび精算 ····· Ⅷ - 18
72　供給開始に至らないで契約を廃止または変更される場合等の
　　費用の申受け ····· Ⅷ - 21
73　臨時工事費 ····· Ⅷ - 22
74　工事費負担金契約書の作成 ····· Ⅷ - 23

Ⅸ　**保　　安** ····· Ⅸ - 1
75　保安の責任 ····· Ⅸ - 1
76　保安等に対する発電者および需要者の協力 ····· Ⅸ - 1
77　調　　査 ····· Ⅸ - 2
78　調査等の委託 ····· Ⅸ - 2
79　調査に対する需要者の協力 ····· Ⅸ - 3
80　検査または工事の受託 ····· Ⅸ - 3
81　自家用電気工作物 ····· Ⅸ - 3

附　　則 ····· 附則 - 1
別　　表 ····· 別表 - 1

Ⅰ　総　　則

１　適　　用

当社が，小売電気事業，当社以外の一般送配電事業，特定送配電事業もしくは電気事業法第２条第１項第５号ロにもとづき行なわれる電気の供給（以下「自己等への電気の供給」といいます。）の用に供するための託送供給または電気事業法第２条第１項第７号に定める電力量調整供給を行なうときの料金および必要となるその他の供給条件は，この託送供給等約款（以下「この約款」といいます。）によります。

なお，この約款において託送供給および電力量調整供給とは，次のものをいいます。

⑴　託　送　供　給

次の接続供給および振替供給をいいます。

イ　接　続　供　給

当社が契約者から受電し，当社が維持および運用する供給設備を介して，同時に，その受電した場所以外の当社の供給区域（福岡県，佐賀県，長崎県，大分県，熊本県，宮崎県，鹿児島県をいいます。）内の場所（会社間連系点を除きます。）において，契約者の小売電気事業，特定送配電事業または自己等への電気の供給の用に供するための電気を契約者に供給することをいいます。

ロ　振　替　供　給

当社が，契約者から小売電気事業，当社以外の一般送配電事業，特定送配電事業または自己等への電気の供給の用に供するための電気を受電し，当社が維持および運用する供給設備を介して，同時に，その受電した場所以外の会社間連系点において，契約者に，その受電した電気の量に相当する量の電気を供給することをいいます。

⑵　電力量調整供給

次の発電量調整供給および需要抑制量調整供給をいいます。

イ　発電量調整供給

当社が発電契約者から，当社が行なう託送供給に係る小売電気事業，一般送配電事業，特定送配電事業または自己等への電気の供給の用に供するための電気を受電し，当社が維持および運用する供給設備を介して，同時に，その受電した場所において，発電契約者に，発電契約者があらかじめ当社に申し出た量の電気を供給することをいいます。

ロ　需要抑制量調整供給

当社が需要抑制契約者から，特定卸供給の用に供するための電気（小売電気事業または特定送配電事業の供給の用に供するための電気で，電気事業法施行規則第１条第２項第７号に定める特定抑制依頼によってえられた電気に限ります。）を受電し，当社が維持および運用する供給設備を介して，同時に，その受電した場所において，需要抑制契約者に，需要抑制契約者があらかじめ当社に申し出た量の電気を供給することをいいます。

２　託送供給等約款の認可および変更

⑴　この約款は，電気事業法第18条第１項の規定にもとづき，経済産業大臣の認可を受けたものです。

⑵　当社は，経済産業大臣の認可を受け，または経済産業大臣に届け出て，この約款を変更することがあります。この場合には，料金および必要となるその他の供給条件は，変更後の託送供給等約款によります。

３　定　　義

次の言葉は，この約款においてそれぞれ次の意味で使用いたします。

⑴　契　　約　　者

この約款にもとづいて当社と接続供給契約または振替供給契約を締結する小売電気事業者，一般送配電事業者，特定送配電事業者または自己等への電気の供給を行なう者をいいます。

⑵　発 電 契 約 者

この約款にもとづいて当社と発電量調整供給契約を締結する者をいいます。

⑶　需要抑制契約者

この約款にもとづいて当社と需要抑制量調整供給契約を締結する者をいいます。

⑷　発　　電　　者

小売電気事業，一般送配電事業，特定送配電事業または自己等への電気の供給の用に供する電気（託送供給に係る電気に限ります。）を発電または放電する者で当社以外の者をいいます。

⑸　需　　要　　者

契約者が小売電気事業または自己等への電気の供給として電気を供給する相手方となる者をいいます。

⑹　低　　圧

標準電圧100ボルトまたは200ボルトをいいます。

⑺　高　　圧

標準電圧6,000ボルトをいいます。

⑻　特　別　高　圧

標準電圧20,000ボルト以上の電圧をいいます。

⑼　受　電　地　点

当社が，託送供給に係る電気を契約者から受電する地点，発電量調整供給に係る電気を発電契約者から受電する地点または需要抑制量調整供給に係る電気を需要抑制契約者から受電する地点をいいます。

⑽　発　電　場　所

発電者が，発電量調整供給に係る電気を発電または放電する場所をいいます。

⑾　供　給　地　点

当社が，託送供給に係る電気を契約者に供給する地点をいいます。

⑿　需　要　場　所

需要者が，契約者から供給された接続供給に係る電気を使用する場所をいいます。

⒀　会 社 間 連 系 点

当社以外の一般送配電事業者または配電事業者が維持および運用する供給設備と当社が維持および運用する供給設備との接続点をいいます。

⒁　中　継　振　替

会社間連系点を受電地点とし，他の会社間連系点を供給地点とする振替供給をいいます。

⒂　地　内　振　替

発電者の電気設備と当社の供給設備との接続点を受電地点とし，会社間連系点を供給地点とする振替供給をいいます。

⒃　発電量調整受電電力

発電量調整供給の場合で，受電地点において，当社が発電契約者から受電する電気の電力をいいます。

⒄　発電量調整受電電力量

受電地点において，当社が発電契約者から受電する発電量調整供給に係る電気の電力量をいいます。

⒅　発電量調整受電計画電力

発電量調整受電電力の計画値で，発電契約者があらかじめ当社に通知するものをいいます。

⒆　発電量調整受電計画電力量

発電量調整受電電力量の計画値で，発電契約者があらかじめ当社に通

知するものをいいます。

⑳　接 続 受 電 電 力

接続供給の場合で，受電地点において，当社が契約者から受電する電気の電力をいいます。

㉑　接続受電電力量

受電地点において，当社が契約者から受電する接続供給に係る電気の電力量をいいます。

㉒　接 続 供 給 電 力

供給地点において，当社が契約者に供給する接続供給に係る電気の電力をいいます。

㉓　接続供給電力量

供給地点において，当社が契約者に供給する接続供給に係る電気の電力量をいいます。

㉔　接 続 対 象 電 力

接続供給電力を損失率で修正した値をいいます。

㉕　接続対象電力量

接続供給電力量を損失率で修正した値をいいます。

㉖　接続対象計画電力

接続対象電力の計画値で，契約者があらかじめ当社に通知するものをいいます。

㉗　接続対象計画電力量

接続対象電力量の計画値で，契約者があらかじめ当社に通知するものをいいます。

㉘　需要抑制量調整受電電力

需要抑制量調整供給の場合で，受電地点において，当社が需要抑制契約者から受電する電気の電力をいいます。

㉙　需要抑制量調整受電電力量

受電地点において，当社が需要抑制契約者から受電する需要抑制量調整供給に係る電気の電力量をいいます。

⑶⓪　需要抑制量調整受電計画電力

需要抑制量調整受電電力の計画値で，需要抑制契約者があらかじめ当社に通知するものをいいます。

⑶①　需要抑制量調整受電計画電力量

需要抑制量調整受電電力量の計画値で，需要抑制契約者があらかじめ当社に通知するものをいいます。

⑶②　ベースライン

需要抑制量調整供給を行なう場合の基準となる電力量で，需要抑制契約者があらかじめ当社に通知するものをいいます。

⑶③　損　　失　　率

接続供給における受電地点から供給地点に至る電気の損失率をいいます。

⑶④　契　約　電　力

契約上使用できる最大電力（キロワット）であって，接続送電サービス契約電力，臨時接続送電サービス契約電力および予備送電サービス契約電力をいいます。

⑶⑤　契　約　電　流

契約上使用できる最大電流（アンペア）であって，接続送電サービス契約電流および臨時接続送電サービス契約電流をいいます。

⑶⑥　契　約　容　量

契約上使用できる最大容量（キロボルトアンペア）であって，接続送電サービス契約容量および臨時接続送電サービス契約容量をいいます。

⑶⑦　契約受電電力

受電地点における接続受電電力または発電量調整受電電力の最大値（キロワット）で，契約者または発電契約者と当社との協議によりあら

かじめ定めた値（発電量調整供給においては，同時最大受電電力をこえないものといたします。）をいいます。

⑶⑻　同時最大受電電力

発電者の電気設備と当社の供給設備との接続点における最大電力（キロワット）で，発電契約者または発電者と当社との協議により発電場所ごとにあらかじめ定めた値をいいます。

⑶⑼　最大連系電力等

受電地点において，当社が発電契約者から受電する発電量調整供給に係る電気の電力の最大値をいいます。

⑷⑽　最大需要電力等

供給地点において，当社が契約者に供給する接続供給に係る電気の電力の最大値をいいます。

⑷⑴　契約使用期間

契約上使用できる期間をいいます。

⑷⑵　発電バランシンググループ

31（電力および電力量の算定）⑵⑽イもしくはロに定める発電量調整受電計画差対応補給電力量または31（電力および電力量の算定）⑵⑴イもしくはロに定める発電量調整受電計画差対応余剰電力量を算定する対象となる単位で，発電契約者があらかじめ発電量調整供給契約において設定するものをいいます。

⑷⑶　需要バランシンググループ

31（電力および電力量の算定）⑵⑵に定める接続対象計画差対応補給電力量または31（電力および電力量の算定）⑵⑶に定める接続対象計画差対応余剰電力量を算定する対象となる単位で，契約者があらかじめ接続供給契約において設定するものをいいます。

⑷⑷　需要抑制バランシンググループ

31（電力および電力量の算定）⑵⑷に定める需要抑制量調整受電計画差

対応補給電力量または31（電力および電力量の算定）㉕に定める需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量を算定する対象となる単位で，需要抑制契約者があらかじめ需要抑制量調整供給契約において設定するものをいいます。

㊺ 電　　灯

白熱電球，けい光灯，ネオン管灯，水銀灯等の照明用電気機器（付属装置を含みます。）をいいます。

㊻ 小 型 機 器

主として住宅，店舗，事務所等において単相で使用される，電灯以外の低圧の電気機器をいいます。ただし，急激な電圧の変動等により他の電気の使用者の電灯の使用を妨害し，または妨害するおそれがあり，電灯と併用できないものは除きます。

㊼ 動　　力

電灯および小型機器以外の電気機器をいいます。

㊽ 契約負荷設備

契約上使用できる負荷設備をいいます。

㊾ 契約主開閉器

契約上設定されるしゃ断器であって，定格電流を上回る電流に対して電路をしゃ断し，需要者において使用する最大電流を制限するものをいいます。

㊿ 定 期 検 査

電気事業法第54条および第55条第１項に定められた検査をいいます。

(51) 定 期 補 修

一定期間を限り定期的に行なわれる補修をいいます。

(52) 給 電 指 令

発電者の発電設備および蓄電池（以下「発電設備等」といいます。）もしくは会社間連系点の運用または需要者の電気の使用等について，当

社から行なう指令をいいます。

⑸3　昼　間　時　間

毎日午前８時から午後10時までの時間をいいます。ただし，日曜日，「国民の祝日に関する法律」に規定する休日，１月２日，１月３日，４月30日，５月１日，５月２日，12月30日および12月31日の該当する時間を除きます。

⑸4　夜　間　時　間

昼間時間以外の時間をいいます。

⑸5　貿　易　統　計

関税法にもとづき公表される統計をいいます。

⑸6　離島平均燃料価格算定期間

貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき離島平均燃料価格を算定する場合の期間とし，毎年１月１日から３月31日までの期間，２月１日から４月30日までの期間，３月１日から５月31日までの期間，４月１日から６月30日までの期間，５月１日から７月31日までの期間，６月１日から８月31日までの期間，７月１日から９月30日までの期間，８月１日から10月31日までの期間，９月１日から11月30日までの期間，10月１日から12月31日までの期間，11月１日から翌年の１月31日までの期間または12月１日から翌年の２月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は，翌年の２月29日までの期間といたします。）をいいます。

４　代表契約者の選任

自己等への電気の供給の用に供するための接続供給契約の場合を除き，１接続供給契約における契約者を複数とすることができます。この場合，当該接続供給契約においては１需要バランシンググループを設定するものとし，この約款に関する当社との協議および接続供給の実施に関する事項についての権限を複数の契約者全員から委任された契約者を，代表契約者

としてあらかじめ選任していただき，かつ，契約者が行なう，当社との手続きおよび協議，この約款に定める金銭債務の支払い等は，代表契約者を通じて行なっていただきます。また，当社は，契約者との協議および契約者への通知を代表契約者に対して行ないます。ただし，当社は，必要に応じて，代表契約者以外の契約者と，協議等をさせていただくことがあります。

５　託送供給等に関する取扱い

当社は，とくに必要となる場合を除き，当社の専用窓口を通じて，この約款の実施取扱いをいたします。この場合，当社は，託送供給または電力量調整供給の申込みおよび実施に際してえた情報については，託送供給，電力量調整供給または再生可能エネルギー電気卸供給約款にもとづく再生可能エネルギー電気卸供給を実施する目的以外に使用いたしません。

６　単位および端数処理

この約款において料金その他を計算する場合の単位およびその端数処理は，次のとおりといたします。

⑴　契約負荷設備の個々の容量の単位は，１ワットまたは１ボルトアンペアとし，その端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。

⑵　契約容量の単位は，１キロボルトアンペアとし，その端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。

⑶　発電量調整受電電力，発電量調整受電計画電力，接続受電電力，接続供給電力，接続対象電力，接続対象計画電力，需要抑制量調整受電電力，需要抑制量調整受電計画電力，契約電力，契約受電電力，同時最大受電電力，最大連系電力等，最大需要電力等およびその他の電気の電力の単位は，次の場合を除き，１キロワットとし，その端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。

イ　低圧で供給する場合で，19（接続送電サービス）⑵イまたは20（臨時接続送電サービス）⑵イ㈡を適用した場合に算定された値が0.5キロワット以下となるときは，契約電力を0.5キロワットといたします。

ロ　高圧で供給する場合で，19（接続送電サービス）⑵イを適用した場合に算定された値が0.5キロワット未満となるときは，契約電力を１キロワットといたします。

⑷　発電量調整受電電力量，発電量調整受電計画電力量，接続受電電力量，接続供給電力量，接続対象電力量，接続対象計画電力量，需要抑制量調整受電電力量，需要抑制量調整受電計画電力量，ベースライン，発電量調整受電計画差対応補給電力量，発電量調整受電計画差対応余剰電力量，接続対象計画差対応補給電力量，接続対象計画差対応余剰電力量，需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量，需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量，給電指令時補給電力量およびその他の電気の電力量の単位は，１キロワット時とし，その端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。ただし，低圧で受電する場合の30分ごとの接続受電電力量および30分ごとの発電量調整受電電力量ならびに低圧で供給する場合の30分ごとの接続供給電力量の単位は，最小位までといたします。

⑸　力率の単位は，１パーセントとし，その端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。

⑹　料金その他の計算における合計金額の単位は，１円とし，その端数は，切り捨てます。

7　実　施　細　目

この約款の実施上必要な細目的事項は，そのつど契約者，発電契約者，発電者または需要抑制契約者と当社との協議によって定めます。

なお，当社は，必要に応じて，需要者と別途協議を行なうことがあります。

Ⅱ　契約の申込み

8　契約の要件

⑴　契約者が接続供給契約または振替供給契約を希望される場合は，次の要件を満たしていただきます。

イ　小売電気事業，一般送配電事業，特定送配電事業または自己等への電気の供給の用に供する電気が電力量調整供給に係るものまたは当社が供給する託送供給に供する電気であること。

ロ　接続供給の場合，契約者が需要者の需要の計画値に応じた電気の供給が可能であること。

ハ　振替供給の場合，契約者が営む小売電気事業，一般送配電事業，特定送配電事業または契約者が行なう自己等への電気の供給の用に供するためのものであること。

ニ　需要者が電気設備を当社の供給設備に電気的に接続するにあたり，電気設備に関する技術基準，その他の法令等にしたがい，かつ，別冊に定める系統連系技術要件（以下「系統連系技術要件」といいます。）を遵守して，当社の供給設備の状況等を勘案して技術上適当と認められる方法によって連系すること。

ホ　高圧または特別高圧で供給する場合は，契約者および需要者が当社からの給電指令にしたがうこと。

ヘ　契約者が，需要者にこの約款における需要者に関する事項を遵守させ，かつ，需要者がこの約款における需要者に関する事項を遵守する旨の承諾をすること。

ト　需要者が他の契約者から電気の供給を受けることを当社が確認した場合は，契約者が，当社が契約者にあらかじめお知らせすることなく接続供給の実施に必要な需要者の情報を当該他の契約者に対し提供す

る旨の承諾をすること。

チ　契約者および需要者が，当社が契約者および需要者にあらかじめお知らせすることなく発電量調整供給等の実施に必要な需要者の情報を発電契約者および需要場所と同一の場所である発電場所の発電者または当社と再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）第２条第５項に定める特定契約（以下「特定契約」といいます。）もしくは再生可能エネルギー特別措置法第２条の７に定める一時調達契約（以下「一時調達契約」といいます。）等を締結する者に対し提供する旨の承諾をすること。

リ　契約者が自己等への電気の供給の用に供するための接続供給契約または振替供給契約を希望される場合は，次の要件を満たすこと。

⑴　契約者と同一の者である発電者の発電設備等が電気事業法第２条第１項第５号ロに定める非電気事業用電気工作物であること。

⑵　契約者と同一の者でない発電者の発電または放電に係る電気も供給する場合は，当該発電者の発電設備等が契約者と電気事業法第２条第１項第５号ロの経済産業省令で定める密接な関係を有する者が維持および運用する非電気事業用電気工作物であること。

⑶　需要者が契約者と同一の者，または契約者と電気事業法第２条第１項第５号ロの経済産業省令で定める密接な関係を有する者であること。

ヌ　契約者が，１需要場所において，分割供給（複数の小売電気事業者が，１需要場所において，１引込みを通じて行なうそれぞれの電気事業法第２条第１項第１号に定める小売供給をいいます。ただし，一方の小売電気事業者が需要者の発電設備の検査，補修または事故により生じた不足電力の補給にあてるための電気のみを供給する場合の小売供給を除きます。）を行なうための接続供給（以下「分割接続供給」

といいます。）を希望される場合は，次の要件を満たすこと。

⑴　当該需要場所が，高圧または特別高圧で電気の供給を受ける需要場所であること。

⑵　当該需要場所において分割接続供給を受ける契約者は，２契約者に限ること。

⑶　双方の契約者および需要者が，当該需要場所において，当社が分割接続供給を行なう旨の承諾をすること。

⑷　双方の契約者および需要者が，当社が契約者および需要者にあらかじめお知らせすることなく分割接続供給の実施に必要な契約者および需要者の情報を他の一方の契約者に対し提供する旨の承諾をすること。

⑵　発電契約者が発電量調整供給契約を希望される場合は，次の要件を満たしていただきます。

イ　発電契約者が発電量調整受電計画電力量に応じて電気を供給すること。

ロ　発電者が発電または放電する電気が当社が行なう託送供給に係るものであること。

ハ　発電者が電気設備を当社の供給設備に電気的に接続するにあたり，電気設備に関する技術基準，その他の法令等にしたがい，かつ，系統連系技術要件を遵守して，当社の供給設備の状況等を勘案して技術上適当と認められる方法によって連系すること。

ニ　高圧または特別高圧で受電する場合は，発電契約者および発電者が当社からの給電指令にしたがうこと。

ホ　発電契約者が当社を代理して，発電者との間で，系統連系受電契約（発電量調整供給契約にもとづき締結する契約をいいます。）を締結すること。

ヘ　発電契約者が，原則として，18（料金）⑶に定める発電者に係る料

金，延滞利息および契約超過金を，34（支払義務の発生および支払期日）⑷に定める期日までの間，当社に代わり，発電者から受領し，当社があらかじめ定める支払いに関する期日までに当社へ引き渡す業務を受託すること。

ト　発電契約者が，35（料金その他の支払方法）⑶ロの場合を除き，18（料金）⑶に定める発電者に係る料金，延滞利息および契約超過金の支払い業務を発電者から無償で受託すること。

チ　発電者が系統連系受電契約の変更を発電契約者に申し出た場合，発電契約者が発電量調整供給契約の変更として当社へ申し出ること。

リ　当社が発電者との系統連系受電契約を解約する場合，発電契約者が，当該発電者の発電場所に係る発電量調整供給契約が変更されることを承諾すること。

ヌ　発電契約者が，発電者にこの約款における発電者に関する事項を遵守させ，かつ，発電者がこの約款における発電者に関する事項を遵守する旨の承諾をすること。

ただし，当社と特定契約を締結する発電者（発電契約者が発電者との間で電力受給に関する契約を締結している場合を除きます。）および発電契約者と同一の者である発電者については，ホ，ヘ，ト，チおよびリの要件を除きます。

なお，当社は，発電契約者に対して，系統連系受電契約の締結または変更について，当社を代理する権利を付与いたします。

⑶　発電者が系統連系受電契約を希望される場合は，次の要件を満たしていただきます。

イ　新たに系統連系受電契約を希望される場合または当該契約の内容に変更が生じる場合，発電者が当該契約の締結または変更について当社を代理する発電契約者に対して申し出ること。

ロ　発電者が発電または放電する電気が当社が行なう託送供給に係るも

の（当社との特定契約に係る電気を除きます。）であること。

ハ　発電者が電気設備を当社の供給設備に電気的に接続するにあたり，電気設備に関する技術基準，その他の法令等にしたがい，かつ，系統連系技術要件を遵守して，当社の供給設備の状況等を勘案して技術的に適当と認められる方法によって連系すること。

ニ　高圧または特別高圧で受電する場合は，発電者が当社からの給電指令にしたがうこと。

ホ　発電者が，原則として，18（料金）⑶に定める発電者に係る料金，延滞利息および契約超過金の支払い業務を発電契約者に委託すること。

ヘ　発電者が当該契約の消滅後に接続された電気を当社が無償で受電することについて承諾すること。

ただし，発電契約者と同一の者である発電者については，イおよびホの要件を除きます。

⑷　需要抑制契約者が需要抑制量調整供給契約を希望される場合は，次の要件を満たしていただきます。

イ　需要抑制契約者が特定卸供給を行なう事業を営む者で，次のいずれにも該当すること。

⑴　需要者に対して，次のａおよびｂの事項を定めた需要抑制に関する計画を適時に策定し，当該計画にしたがって適切な需要抑制の指示を適時に出すことができること。

ａ　需要抑制量（１キロワットをこえる電気を抑制しようとするものに限ります。）

ｂ　需要抑制の実施頻度および時期

⑵　⑴によってえられた100キロワットをこえる電気を供給しようとするものであること。

⑶　電気の安定かつ適正な供給を確保するための適切な需給管理体制および情報管理体制を確立し，実施および維持することができるこ

と。

(ﾆ) 需要者の保護の観点から適切な情報管理体制を確立し，実施および維持できること。

(ﾎ) 需要者と電力需給に関する契約等を締結している契約者が供給力を確保するよう，当該契約者と需要抑制契約者との間または当該契約者と需要者との間で適切な契約がなされていること。

ロ　需要抑制契約者が需要抑制量調整受電計画電力量に応じて電気を供給すること。

ハ　需要者に係る接続送電サービスまたは臨時接続送電サービスが電灯定額接続送電サービスまたは電灯臨時定額接続送電サービスもしくは動力臨時定額接続送電サービスでないこと。

ニ　需要抑制量調整受電電力量の算定上，需要場所が30（計量）(3)に該当しないこと。

ホ　需要抑制契約者が，需要者にこの約款における需要者に関する事項を遵守させ，かつ，需要者がこの約款における需要者に関する事項を遵守する旨の承諾をすること。

ヘ　当社が分割接続供給を行なう供給地点において，需要抑制契約者は，15（供給および契約の単位）(2)イ(ｲ)または(ﾛ)により分割接続供給を受ける契約者に係る接続送電サービスまたは臨時接続送電サービスについて需要抑制量調整供給契約を希望される場合は，他の一方の契約者に係る接続送電サービスまたは臨時接続送電サービスについてもあわせて需要抑制量調整供給契約を締結すること。

9　検討および契約の申込み

契約者が新たに接続供給契約もしくは振替供給契約を希望される場合，発電契約者が新たに発電量調整供給契約を希望される場合，発電者（当社と特定契約を締結する発電者〔発電契約者が発電者との間で電力受給に関

する契約を締結している場合を除きます。〕を除きます。）が新たに系統連系受電契約を希望される場合または需要抑制契約者が新たに需要抑制量調整供給契約を希望される場合は，あらかじめこの約款を承認のうえ，次の手続きにより，契約者から託送供給の申込み，発電契約者から発電量調整供給の申込みまたは需要抑制契約者から需要抑制量調整供給の申込みをしていただきます。

⑴　受電側接続検討の申込み

イ　当社は，契約者または発電契約者から小売電気事業，一般送配電事業，特定送配電事業または自己等への電気の供給の用に供する電気を受電（原則として高圧または特別高圧で受電する場合に限ります。また，接続供給または振替供給の場合は，受電地点が会社間連系点のときに限ります。）するにあたり，供給設備の新たな施設または変更についての検討（以下「受電側接続検討」といいます。）をいたします。

なお，他の接続供給契約もしくは振替供給契約または発電量調整供給契約等により既に連系されている受電地点については，受電側接続検討を省略することがあります。

ロ　契約者または発電契約者は，接続供給契約（受電地点が会社間連系点の場合に限ります。）もしくは振替供給契約（受電地点が会社間連系点の場合に限ります。）または発電量調整供給契約（発電者から電気を受電する場合に限ります。）の申込みに先だち，次の事項を明らかにして，当社所定の様式により，受電側接続検討の申込みをしていただきます。

⑺　接続供給の場合

a　契約者の名称

b　代表契約者の名称（契約者が複数の場合に限ります。）

c　当該接続供給に必要となる当社以外の一般送配電事業者または配電事業者との振替供給契約等の内容または申込内容

d　接続受電電力の最大値および最小値

e　接続供給の開始希望日

なお，４（代表契約者の選任）により代表契約者を選任されたときは，代表契約者に対するすべての契約者の委任状をあわせて提出していただきます。

(ﾛ)　振替供給の場合

a　契約者の名称

b　当該振替供給に必要となる当社以外の一般送配電事業者または配電事業者との振替供給契約等の内容または申込内容

c　振替供給に係る受電電力の最大値および最小値

d　供給地点

e　振替供給の開始希望日

(ﾊ)　発電量調整供給の場合

a　発電契約者の名称

b　発電者の名称，発電場所および受電地点

c　発電設備等の発電・放電方式，発電・放電出力および系統安定上必要な仕様

d　発電量調整受電電力の最大値および最小値

e　受電地点における受電電圧

f　発電場所における負荷設備および受電設備

g　予備送電サービスの希望の有無

h　発電量調整供給の開始希望日

ハ　検討期間および検討料

(ｲ)　当社は，原則として受電側接続検討の申込みから３月以内に検討結果をお知らせいたします。

(ﾛ)　当社は，１受電地点１検討につき22万円を検討料として，受電側接続検討の申込み時に発電契約者から申し受けます。ただし，次の

場合には，検討料を申し受けません。

a　検討を要しない場合

b　受電側接続検討の回答後，他の発電契約者の契約の申込みにともなう連系予約（当該契約の申込みに係る発電設備等が送電系統へ連系されたものとして取り扱うことをいいます。）によって送電系統の状況が変化した場合等，受電側接続検討の前提となる事実関係に変動がある場合で，かつ，検討料を申し受けた受電側接続検討の回答日から１年以内に受け付けた受電側接続検討のとき。

⑵　供給側接続事前検討の申込み

イ　当社は，契約者が希望される場合に，契約者に小売電気事業，特定送配電事業または自己等への電気の供給の用に供する電気を供給するにあたり，工事の要否および工事が必要な場合の当該工事の種別についての検討（以下「供給側接続事前検討」といいます。）をいたします。

ロ　契約者は，次の事項を明らかにして，当社所定の様式により，供給側接続事前検討の申込みをしていただきます。この場合，契約者への情報開示に係る需要者の承諾書（当社所定の様式によります。）をあわせて提出していただくことがあります。また，分割接続供給を希望される場合は，あらかじめ双方の契約者で協議のうえ，申込みをしていただきます。

⑴　需要者の名称，用途，需要場所（供給地点特定番号を含みます。）および供給地点

⑵　契約電力（分割接続供給を希望される場合は，１需要場所において使用できる最大電力〔キロワット〕といたします。），契約電流または契約容量

⑶　供給地点における供給電気方式および供給電圧

⑷　負荷設備または主開閉器

㈱　接続供給の開始希望日および使用期間

ハ　負荷設備，契約電力，契約電流または契約容量については，１年間を通じての最大の負荷を基準として，契約者から申し出ていただきます。この場合，１年間を通じての最大の負荷を確認するため，必要に応じて接続供給の開始希望日以降１年間の接続供給電力の計画値を当社所定の様式により申し出ていただきます。

ニ　当社は，原則として供給側接続事前検討の申込みから２週間以内に検討結果をお知らせいたします。

⑶　需要抑制量調整供給事前検討の申込み

イ　当社は，需要抑制契約者が希望される場合に，特定卸供給の用に供する電気を受電するにあたり，工事の要否および工事が必要な場合の当該工事の種別についての検討（以下「需要抑制量調整供給事前検討」といいます。）をいたします。

ロ　需要抑制契約者は，次の事項を明らかにして，当社所定の様式により，需要抑制量調整供給事前検討の申込みをしていただきます。この場合，需要抑制契約者への情報開示に係る需要者の承諾書（当社所定の様式によります。）をあわせて提出していただくことがあります。

㈠　需要抑制契約者の名称

㈡　需要者の名称，需要場所（供給地点特定番号を含みます。）

㈢　需要抑制量調整供給の開始希望日

ハ　当社は，原則として需要抑制量調整供給事前検討の申込みから２週間以内に検討結果をお知らせいたします。

⑷　契約の申込み

契約者は，⑴ロ㈠または㈡の事項およびイまたはロの事項を，発電契約者は，⑴ロ㈢の事項およびハの事項を，需要抑制契約者は，ニの事項を明らかにして，当社所定の様式により，接続供給契約，振替供給契約，発電量調整供給契約，系統連系受電契約または需要抑制量調整供給契約

の申込みをしていただきます。この場合，８（契約の要件）⑴へおよび接続供給の実施に必要な需要者の情報を当社が契約者に対し提供することに関する需要者の契約者に対する承諾書の写し，８（契約の要件）⑵ホに定める要件を満たすことを証明する文書および８（契約の要件）⑵ヌに定める発電者の発電契約者に対する承諾書の写しまたは８（契約の要件）⑷ホおよび需要抑制量調整供給の実施に必要な需要者の情報を当社が需要抑制契約者に対し提供することに関する需要者の需要抑制契約者に対する承諾書の写しをあわせて提出していただきます。ただし，発電契約者と発電者との間で締結する電力受給に関する契約等において，発電者が系統連系受電契約の締結について合意していることおよび発電者がこの約款に関する事項を遵守することを承諾していることが明らかな場合，契約者と需要者との間で締結する電力需給に関する契約等において，需要者がこの約款に関する事項を遵守することおよび接続供給の実施に必要な需要者の情報を，当社が契約者に対し提供することを承諾していることが明らかな場合または需要抑制契約者と需要者との間で締結する需要抑制に関する契約等において，需要者がこの約款に関する事項を遵守することおよび需要抑制量調整供給の実施に必要な需要者の情報を，当社が需要抑制契約者に対し提供することを承諾していることが明らかな場合で，当社が当該文書および承諾書の写しの提出を不要と判断するときは，当該文書および承諾書の写しの提出を省略することができるものといたします。

なお，自己等への電気の供給の用に供するための接続供給契約または振替供給契約を希望される場合は，８（契約の要件）⑴リに定める要件を満たすことを証明する文書をあわせて提出していただきます。この場合，当社は，必要に応じて，所管の官庁にこの要件を満たすことの確認を行ないます。

また，発電量調整供給契約を希望される場合で，電力広域的運営推進

機関送配電等業務指針に定める保証金（以下「系統連系保証金」といい，その金額は電力広域的運営推進機関業務規程に定める方法により算定いたします。）を要するときは，系統連系保証金をお支払いいただき，かつ，電源接続案件一括検討プロセスにもとづき工事費負担金補償金を定めるときは，当社と工事費負担金の補償に関する契約を締結のうえ，⑴の申込みに対する当社の回答日から１年以内（電源接続案件一括検討プロセスにもとづき申込みをされる場合および海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律〔以下「再エネ海域利用法」といいます。〕第13条第２項第10号に規定する選定事業者〔以下「選定事業者」といいます。〕を発電者として申込みをされる場合を除きます。）に申込みをしていただくものとし，需要抑制量調整供給契約を希望される場合は，８（契約の要件）⑷イに定める要件を満たすことを証明する文書を提出していただきます。

イ　接続供給の場合

⑴　需要者の名称，用途，需要場所（供給地点特定番号を含みます。）および供給地点

⑵　供給地点における供給電気方式および供給電圧

⑶　需要場所における負荷設備，主開閉器，受電設備および発電設備等

⑷　契約電力（分割接続供給を希望される場合は，申込みをされる契約者に係る契約電力といたします。），契約電流または契約容量

⑸　契約受電電力

⑹　希望される接続送電サービス，臨時接続送電サービスまたは予備送電サービスの種別（分割接続供給を希望される場合は，申込みをされる契約者に係る接続送電サービス，臨時接続送電サービスまたは予備送電サービスの種別といたします。）

⑺　接続受電電力の計画値および接続供給電力の計画値

㈦　電気の調達先となる契約者，発電契約者または需要抑制契約者の名称および調達量の計画値

㈧　電気の販売先となる契約者，発電契約者または需要抑制契約者の名称および販売量の計画値

㈨　連　絡　体　制

㈩　20（臨時接続送電サービス）を希望される場合の契約使用期間（分割接続供給を希望される場合は，申込みをされる契約者に係る臨時接続送電サービスの契約使用期間といたします。）

㈪　分割接続供給を希望される場合，次の事項（あらかじめ双方の契約者で協議のうえ，申込みをしていただきます。）

a　15（供給および契約の単位）⑵イまたはロのうち希望される分割接続供給の形態

b　15（供給および契約の単位）⑵イにより当社が分割接続供給を行なう場合，それぞれの契約者への分割接続供給の形態

c　15（供給および契約の単位）⑵イ㈠により当社が分割接続供給を行なう場合，契約者があらかじめ定めた30分ごとの電力量（以下「通告電力量」といいます。）を当社に通知する契約者

d　15（供給および契約の単位）⑵ロにより当社が分割接続供給を行なう場合，それぞれの契約者へ分割接続供給する時間帯（以下「供給時間帯」といいます。）および分割接続供給に係る料金その他の調整先となる契約者

e　分割接続供給に係る料金その他の調整に使用する，１供給地点につき，１接続送電サービス，１臨時接続送電サービスまたは１予備送電サービスを適用した場合の契約電力

f　分割接続供給に係る料金その他の調整に使用する，１供給地点につき，１接続送電サービス，１臨時接続送電サービスまたは１予備送電サービスを適用した場合の接続送電サービス，臨時接続

送電サービスまたは予備送電サービスの種別

なお，負荷設備，契約電力，契約電流または契約容量については，１年間を通じての最大の負荷を基準として，契約者から申し出ていただきます。この場合，１年間を通じての最大の負荷を確認するため，必要に応じて接続供給の開始希望日以降１年間の接続供給電力の計画値を当社所定の様式により申し出ていただきます。

ロ　振替供給の場合

(ｲ)　契約者の名称

(ﾛ)　連　絡　体　制

(ﾊ)　当社が小売電気事業，一般送配電事業，特定送配電事業または自己等への電気の供給の用に供する電気を振替供給する場合には，当該振替供給に係る当社以外の一般送配電事業者または配電事業者との接続供給契約等の内容または申込内容

(ﾆ)　振替供給の開始希望日

ハ　発電量調整供給の場合

(ｲ)　発電場所の受電地点特定番号および発電設備等に係る供給地点の供給地点特定番号

(ﾛ)　契約受電電力および同時最大受電電力

(ﾊ)　発電量調整受電計画電力

(ﾆ)　電気の調達先となる契約者，発電契約者または需要抑制契約者の名称および調達量の計画値

(ﾎ)　電気の販売先となる契約者，発電契約者または需要抑制契約者の名称および販売量の計画値

(ﾍ)　連　絡　体　制

ニ　需要抑制量調整供給の場合

(ｲ)　需要抑制契約者の名称

(ﾛ)　需要抑制量調整受電計画電力

㈧　需要抑制を行なう場合の30分ごとの需要抑制量調整受電計画電力量に対応する，需要抑制の予定電力量（１ベースラインに係る需要場所を複数とする場合で，当該ベースラインにもとづく需要抑制量調整受電計画電力量を設定するときは，需要場所ごとの需要抑制量調整供給に係る需要抑制の予定電力量といたします。）の最小値

㈨　需要抑制を行なう場合の30分ごとの販売計画の最小値

㈩　需要者の名称および需要場所（供給地点特定番号を含みます。）

(11)　需要者と電力需給に関する契約等を締結している契約者の名称

(12)　需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量および需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量の算定方法となる31（電力および電力量の算定）(14)イまたはロ

(13)　電気の調達先となる契約者，発電契約者または需要抑制契約者の名称および調達量の計画値

(14)　電気の販売先となる契約者，発電契約者または需要抑制契約者の名称および販売量の計画値

(15)　需要抑制量調整供給の開始希望日

(16)　連　絡　体　制

なお，需要抑制バランシンググループごとの(12)の算定方法となる31（電力および電力量の算定）(14)イまたはロのいずれかの適用を開始した後１年間は同一の算定方法の適用を継続していただくものといたします。

(5)　当社は，接続供給契約（受電地点〔会社間連系点の場合に限ります。〕に係る事項に限ります。）または振替供給契約について，当日等の利用分および翌日等の利用分に限り，(4)に定める様式以外で当社が指定した方法により契約者に申込みをしていただくことがあります。また，当社は，受給契約等にもとづく連系線の利用に係る事項（当社以外の一般送配電事業者の連系線の利用に係る事項を含みます。）について，当

社が指定した方法により契約者に提出していただくことがあります。この場合，当該申込み方法による申込みに係る託送供給の実施または受給契約等にもとづく連系線の利用に係る事項の提出にともなって必要となる事項に関する契約（以下「契約者に係る基本契約」といいます。）を当社とあらかじめ締結していただきます。

なお，契約者に係る基本契約の契約期間は，契約者と当社との協議がととのった日から１年間とし，契約期間満了に先だって契約内容に変更がない場合は，契約期間満了後も１年ごとに同一条件で継続されるものといたします。

また，契約者に係る基本契約で定める事項について，基本契約書を作成いたします。

⑹ 当社は，受給契約等にもとづく連系線の利用に係る事項（当社以外の一般送配電事業者の連系線の利用に係る事項を含みます。）について，当社が指定した方法により発電契約者に提出していただくことがあります。この場合，受給契約等にもとづく連系線の利用に係る事項の提出にともなって必要となる事項に関する契約（以下「発電契約者に係る基本契約」といいます。）を当社とあらかじめ締結していただきます。

なお，発電契約者に係る基本契約の契約期間は，発電契約者と当社との協議がととのった日から１年間とし，契約期間満了に先だって契約内容に変更がない場合は，契約期間満了後も１年ごとに同一条件で継続されるものといたします。

また，発電契約者に係る基本契約で定める事項について，基本契約書を作成いたします。

⑺ 当社は，受給契約等にもとづく連系線の利用に係る事項（当社以外の一般送配電事業者の連系線の利用に係る事項を含みます。）について，当社が指定した方法により需要抑制契約者に提出していただくことがあります。この場合，受給契約等にもとづく連系線の利用に係る事項の提

出にともなって必要となる事項に関する契約（以下「需要抑制契約者に係る基本契約」といいます。）を当社とあらかじめ締結していただきます。

なお，需要抑制契約者に係る基本契約の契約期間は，需要抑制契約者と当社との協議がととのった日から１年間とし，契約期間満了に先だって契約内容に変更がない場合は，契約期間満了後も１年ごとに同一条件で継続されるものといたします。

また，需要抑制契約者に係る基本契約で定める事項について，基本契約書を作成いたします。

⑻ 契約者，発電契約者，発電者および需要者が電圧または周波数の変動等によって損害を受けるおそれがある場合は，無停電電源装置の設置等必要な措置を講じていただきます。また，契約者，発電契約者，発電者および需要者が保安等のために必要とする電気については，その容量を明らかにし，21（予備送電サービス）の申込みまたは保安用の発電設備の設置，蓄電池装置の設置等必要な措置を講じていただきます。

10 契約の成立および契約期間

⑴ 接続供給契約は，接続供給契約の申込みを当社が承諾したときに，振替供給契約は，振替供給契約の申込みを当社が承諾したときに，発電量調整供給契約は，発電量調整供給契約の申込みを当社が承諾したときに，系統連系受電契約は，系統連系受電契約の申込みを当社が承諾したときに，需要抑制量調整供給契約は，需要抑制量調整供給契約の申込みを当社が承諾したときに，それぞれ成立いたします。

⑵ 契約期間は，次によります。

イ 接続供給の場合

⑴ 契約期間は，20（臨時接続送電サービス）を利用される場合を除き，接続供給契約が成立した日から，料金適用開始の日以降１年目

の日までといたします。

(ﾛ) 契約期間満了に先だって接続供給契約の消滅または変更がない場合は，接続供給契約は，契約期間満了後も１年ごとに同一条件で継続されるものといたします。

(ﾊ) 20（臨時接続送電サービス）を利用される場合の契約期間は，接続供給契約が成立した日から，あらかじめ定めた契約使用期間満了の日までといたします。

ロ　発電量調整供給の場合

(ｲ) 契約期間は，発電設備等に係る供給地点において20（臨時接続送電サービス）が適用されている場合等特別の事情がある場合を除き，発電量調整供給契約または系統連系受電契約が成立した日から，料金適用開始の日以降１年目の日までといたします。

(ﾛ) 契約期間満了に先だって発電量調整供給契約もしくは系統連系受電契約の消滅または変更がない場合は，発電量調整供給契約または系統連系受電契約は，契約期間満了後も１年ごとに同一条件で継続されるものといたします。

(ﾊ) 契約期間は，発電設備等に係る供給地点において20（臨時接続送電サービス）が適用されている場合等特別の事情がある場合，発電量調整供給契約または系統連系受電契約が成立した日から，発電契約者または発電者と当社との協議により定めた日までといたします。

ハ　振替供給または需要抑制量調整供給の場合

契約期間は，振替供給契約または需要抑制量調整供給契約が成立した日から，契約者または需要抑制契約者の申込みにもとづき，契約者または需要抑制契約者と当社との協議により定めた日までといたします。ただし，特別の事情がない限り，契約期間は，振替供給または需要抑制量調整供給の開始日から起算して１年未満とならないものといたします。

11　託送供給等の開始

⑴　当社は，接続供給契約，振替供給契約，発電量調整供給契約，系統連系受電契約または需要抑制量調整供給契約の申込みを承諾したときには，契約者，発電契約者または需要抑制契約者と協議のうえ託送供給または電力量調整供給の開始日を定め，供給準備その他必要な手続きを経たのち，すみやかに託送供給または電力量調整供給を開始いたします。

⑵　当社は，天候，用地交渉，停電交渉等の事情によるやむをえない理由によって，あらかじめ定めた託送供給または電力量調整供給の開始日に託送供給または電力量調整供給ができないことが明らかになった場合には，その理由を契約者，発電契約者または需要抑制契約者にお知らせし，あらためて契約者，発電契約者または需要抑制契約者と協議のうえ，託送供給または電力量調整供給の開始日を定めて託送供給または電力量調整供給を開始いたします。

12　供給準備その他必要な手続きのための協力

契約者，発電契約者，需要抑制契約者，発電者または需要者は，当該託送供給または電力量調整供給の実施にともない当社が施設または所有する供給設備の工事および維持のために必要な用地の確保等について協力していただきます。

13　電気方式，電圧および周波数

⑴　受電電気方式は，受電電圧に応じて，次のとおりといたします。

受電電圧	低圧	交流単相２線式，交流単相３線式または交流３相３線式
	高圧または特別高圧	交流３相３線式

⑵　供給電気方式は，供給電圧および接続送電サービス，臨時接続送電

サービスまたは予備送電サービスに応じて，Ⅲ（料金）の各項に定めるところによります。

⑶ 受電電圧は，会社間連系点を受電地点とする場合を除き，原則として，受電地点（１建物内の２以上の発電場所から共同引込線〔２以上の発電場所または需要場所に対して１引込みにより電気を受電または供給するための引込線をいいます。〕による１引込みで電気を受電する場合の受電地点は，発電場所ごとに異なる地点とみなします。）における契約受電電力（発電場所における発電設備等，受電設備および負荷設備等を基準として，発電契約者と当社との協議により受電地点ごとに定めます。）および予備送電サービス契約電力に応じて，次のとおりといたします。

契約受電電力	50キロワット未満	標準電圧　100ボルトまたは200ボルト
	50キロワット以上2,000キロワット未満	標準電圧　6,000ボルト
	2,000キロワット以上10,000キロワット未満	標準電圧　20,000ボルト
	10,000キロワット以上50,000キロワット未満	標準電圧　60,000ボルト
	50,000キロワット以上	標準電圧　100,000ボルト

予備送電サービス契約電力	50キロワット以上2,000キロワット未満	標準電圧　6,000ボルト
	2,000キロワット以上10,000キロワット未満	標準電圧　20,000ボルト
	10,000キロワット以上50,000キロワット未満	標準電圧　60,000ボルト
	50,000キロワット以上	標準電圧　100,000ボルト

⑷ 供給電圧は，会社間連系点を供給地点とする場合を除き，接続送電サービス，臨時接続送電サービスまたは予備送電サービスに応じて，Ⅲ（料金）の各項に定めるところによります。

ただし，接続送電サービス契約電力が500キロワット未満である場合

（契約者が新たに供給地点への接続供給を開始される場合または需要場所における受電設備を変更される場合等に限ります。）は，別表１（契約設備電力の算定）により定めた供給地点（１建物内の２以上の需要場所に共同引込線による１引込みで電気を供給する場合の供給地点は，需要場所ごとに異なる地点とみなします。）における契約設備電力に応じて次のとおりといたします。

契約設備電力	50キロワット未満	標準電圧　100ボルトまたは200ボルト
	50キロワット以上	標準電圧　6,000ボルト

なお，１需要場所において，電灯標準接続送電サービス，電灯時間帯別接続送電サービスまたは電灯従量接続送電サービスと動力標準接続送電サービス，動力時間帯別接続送電サービスまたは動力従量接続送電サービスとをあわせて契約する場合，契約設備電力の合計が50キロワット未満となるときの供給電圧は原則として標準電圧100ボルトまたは200ボルトとし，契約設備電力の合計が50キロワット以上となるときの供給電圧は原則として標準電圧6,000ボルトといたします。ただし，契約者が希望され，かつ，電気の使用状態，当社の供給設備の状況等から当社が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは，契約設備電力の合計が50キロワット以上であっても，標準電圧100ボルトまたは200ボルトとすることがあります。この場合，当社は，需要者の土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

⑸　受電電圧については発電者に，供給電圧については需要者に特別の事情がある場合または当社の供給設備の都合でやむをえない場合には，⑶または⑷に定める当該標準電圧より上位または下位の電圧で，受電または供給することがあります。

⑹　周波数は，標準周波数60ヘルツといたします。

14　発電場所および需要場所

⑴　当社は，原則として，１構内をなすものは１構内を１発電場所または１需要場所とし，これによりがたい場合には，イおよびロによります。

なお，１構内をなすものとは，さく，へい等によって区切られ公衆が自由に出入りできない区域であって，原則として区域内の各建物が同一会計主体に属するものをいいます。ただし，複数の発電設備等を隣接した構内に設置する場合は，正当な理由がない限り，１構内をなすものとみなします。

イ　当社は，１建物をなすものは１建物を１発電場所または１需要場所とし，これによりがたい場合には，ロによります。

なお，１建物をなすものとは，独立した１建物をいいます。ただし，複数の建物であっても，それぞれが地上または地下において連結され，かつ，各建物の所有者および使用者が同一のとき等建物としての一体性を有していると認められる場合は，１建物をなすものとみなします。また，看板灯，庭園灯，門灯等建物に付属した屋外電灯は，建物と同一の発電場所または需要場所といたします。

ロ　構内または建物の特殊な場合には，次によります。

⑴　居住用の建物の場合

１建物に会計主体の異なる部分がある場合で，次のいずれにも該当するときは，各部分をそれぞれ１発電場所または１需要場所とすることができます。この場合には，共用する部分を原則として１発電場所または１需要場所といたします。

a　各部分の間が固定的な隔壁または扉で明確に区分されていること。

b　各部分の屋内配線設備が相互に分離して施設されていること。

c　各部分が世帯単位の居住に必要な機能（炊事のための設備等）を有すること。

㈡　居住用以外の建物の場合

１建物に会計主体の異なる部分がある場合で，各部分の間が固定的な隔壁で明確に区分され，かつ，共用する部分がないときまたは各部分の所有者が異なるときは，各部分をそれぞれ１発電場所または１需要場所とすることができます。この場合には，共用する部分を原則として１発電場所または１需要場所といたします。

㈢　居住用部分と居住用以外の部分からなる建物の場合

１建物に居住用部分と居住用以外の部分がある場合は，㈡に準ずるものといたします。ただし，アパートと店舗からなる建物等居住用部分と居住用以外の部分の間が固定的な隔壁で明確に区分されている建物の場合は，居住用部分に限り㈠に準ずるものといたします。

⑵　隣接する複数の構内の場合で，それぞれの構内において営む事業の相互の関連性が高いときは，⑴にかかわらず，その隣接する複数の構内を１発電場所または１需要場所とすることがあります。

⑶　道路その他公共の用に供せられる土地（⑴に定める構内または⑵に定める隣接する複数の構内を除きます。）において，街路灯等が設置されている場合は，その設置されている場所を１発電場所または１需要場所といたします。

⑷　⑴に定める１構内，⑴イに定める１建物，⑵に定める隣接する複数の構内または⑶に定める設置されている場所（以下「原需要場所等」といいます。）において，災害による被害を防ぐための措置，温室効果ガス等の排出の抑制等のための措置，または電気工作物の設置および運用の合理化のための措置その他の電気の使用者の利益に資する措置にともない必要な設備を新たに使用する際に，当該設備が施設された区域または部分（以下「特例区域等」といいます。）の契約者または発電契約者からの申出がある場合で，次のいずれにも該当するときは，⑴，⑵または⑶にかかわらず，特例区域等を１発電場所または１需要場所といたしま

す。

イ　次の事項について，原需要場所等から特例区域等を除いた区域または部分（以下「非特例区域等」といいます。）の発電者または需要者の承諾をえていること。

(イ)　非特例区域等について，(1)，(2)または(3)に準じて発電場所または需要場所を定めること。

(ロ)　当社が特例区域等における業務を実施するため，43（発電場所および需要場所への立入りによる業務の実施）に準じて，非特例区域等の発電者または需要者の土地または建物に立ち入らせていただく場合には，正当な理由がない限り，立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただくこと。

ロ　特例区域等と非特例区域等の間が外観上区分されていること。

ハ　特例区域等と非特例区域等の配線設備が相互に分離して施設されていること。

ニ　当社が非特例区域等における業務を実施するため，43（発電場所および需要場所への立入りによる業務の実施）に準じて，特例区域等の発電者または需要者の土地または建物に立ち入らせていただく場合には，正当な理由がない限り，立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただくこと。

ホ　特例区域等を１発電場所または１需要場所とすることが社会的経済的事情に照らし不適当でなく，他の電気の使用者の利益を著しく阻害するおそれがないこと。

15　供給および契約の単位

(1)　当社は，次の場合を除き，１需要場所について１接続送電サービスまたは１臨時接続送電サービスを適用し，１電気方式，１引込みおよび１計量をもって託送供給を行ない，１発電場所について１系統連系受電

サービスを適用（当社が特定契約を締結している場合〔発電契約者が発電者との間で電力受給に関する契約を締結している場合を除きます。〕を除きます。）し，１電気方式，１引込みおよび１計量をもって発電量調整供給を行ないます。

イ　１需要場所につき，㈠および㈡の２臨時接続送電サービスをあわせて契約する場合または次の１臨時接続送電サービス（㈠および㈡の２臨時接続送電サービスをあわせて契約する場合またはへの場合は，２臨時接続送電サービスといたします。）とこれ以外の１接続送電サービス（ロまたはへの場合は，２接続送電サービスといたします。）とをあわせて契約する場合

㈠　電灯臨時定額接続送電サービスおよび電灯臨時接続送電サービスのうちの１臨時接続送電サービス

㈡　動力臨時定額接続送電サービスおよび動力臨時接続送電サービスのうちの１臨時接続送電サービス

㈢　高圧臨時接続送電サービス

㈣　特別高圧臨時接続送電サービス

ロ　電灯または小型機器と動力とをあわせて使用する需要者に供給する場合で，次の２接続送電サービスをあわせて契約するとき。

㈠　電灯定額接続送電サービス，電灯標準接続送電サービス，電灯時間帯別接続送電サービスおよび電灯従量接続送電サービスのうちの１接続送電サービス

㈡　動力標準接続送電サービス，動力時間帯別接続送電サービスおよび動力従量接続送電サービスのうちの１接続送電サービス

ハ　共同引込線による引込みで託送供給または発電量調整供給を行なう場合

ニ　予備送電サービスをあわせて契約する場合

ホ　災害による被害を防ぐための措置，温室効果ガス等の排出の抑制等

のための措置，または電気工作物の設置および運用の合理化のための措置その他の電気の使用者の利益に資する措置にともない，契約者または発電契約者からの申出がある場合で，当社が技術上，保安上適当と認めたとき。

ヘ　⑵イまたはロにより当社が分割接続供給を行なう場合

ト　その他技術上，経済上やむをえない場合等特別の事情がある場合

⑵　接続供給の場合，当社は，あらかじめ定めた発電契約者または電力広域的運営推進機関が定めた発電契約者および需要場所について，１接続供給契約を結び，１需要バランシンググループを設定いたします。この場合，それぞれの需要場所は原則として１接続供給契約に属するものとし，また，当社は，原則として，１契約者に対して１接続供給契約を結びます。

なお，電気鉄道の場合で，負荷が移動するために同一送電系統に属する２以上の供給地点において常時電気の供給を受ける契約者が希望されるときは，その料金その他の供給条件について複数供給地点を１供給地点とみなすことがあります。

また，当社は，分割接続供給の場合，１需要場所につき，２契約者にそれぞれ１接続供給契約を適用し，原則として２接続送電サービスまたは２臨時接続送電サービスを適用のうえ，１電気方式，１引込みおよび１計量をもって次のいずれかの形態で分割接続供給を行ないます。

イ　当社が，１需要場所において，あらかじめ定めた量の電気の供給を行なう契約者（以下「非需要追随供給者」といいます。）およびそれ以外の電気の供給を行なう契約者（以下「需要追随供給者」といいます。）に分割接続供給を行なう形態

なお，非需要追随供給者への分割接続供給は，次のいずれかの方法で行ないます。

⑴　当社が，通告電力量に応じて分割接続供給を行なう方法

㈡　当社が，すべての時間帯において，一定の電力量（原則として，19〔接続送電サービス〕⑵イ㈠ａ，ロまたは20〔臨時接続送電サービス〕⑵ロの非需要追随供給者に係る接続送電サービス契約電力または臨時接続送電サービス契約電力の値を２で除した値をいいます。以下「ベース電力量」といいます。）で分割接続供給を行なう方法

ロ　当社が，１需要場所において，供給時間帯ごとに，それぞれの契約者に分割接続供給を行なう形態

⑶　振替供給の場合，当社は，原則として，あらかじめ定めた発電契約者または電力広域的運営推進機関が定めた発電契約者（発電契約者が複数ある場合は，同一の一般送配電事業者または同一の配電事業者と発電量調整供給契約を締結するものといたします。）および１供給地点（当社以外の一般送配電事業者または配電事業者との接続供給契約ごとに１供給地点とみなします。）について，１振替供給契約を結びます。

⑷　発電量調整供給の場合，当社は，原則として，あらかじめ定めた発電場所（発電場所が複数ある場合は，同一の一般送配電事業者の供給設備に接続するものといたします。）および発電バランシンググループについて，１発電量調整供給契約を結びます。また，当社は，当社が特定契約を締結している場合（発電契約者が発電者との間で電力受給に関する契約を締結している場合を除きます。）を除き，原則として，あらかじめ定めた発電場所について，１系統連系受電契約を結びます。

なお，低圧の受電地点に係る発電場所および当社または当社の供給区域で事業を営む配電事業者が指定する系統運用上必要な調整機能を有する発電設備等であって別途当社または当社の供給区域で事業を営む配電事業者と調整に関する契約を締結する設備（極短周期成分に対応する周波数制御用の調整機能のみを提供する場合を除きます。以下「調整電源」といいます。）に該当する発電場所は，原則として１発電バランシンググループに属するものといたします。この場合，調整電源に該当す

る発電場所は，原則として発電場所ごとに発電バランシンググループを設定していただきます。

また，再生可能エネルギー発電設備（再生可能エネルギー特別措置法第２条第２項に定める再生可能エネルギー発電設備をいいます。ただし，特定契約により再生可能エネルギー電気を供給する事業に係る発電設備等に限ります。）の受電地点に係る発電場所が発電バランシンググループに含まれる場合は，次のとおりといたします。

イ　附則４（発電量調整供給契約についての特別措置〔再生可能エネルギー発電設備〕）⑸または⑹に該当する場合で，インバランスリスク単価（再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則〔以下「再生可能エネルギー特別措置法施行規則」といいます。〕に定めるインバランスリスクに係る単価をいいます。）が異なる再生可能エネルギー発電設備をあわせて使用されるときは，同一の特定契約に係って受電する電気のみに係る発電バランシンググループ（以下「特例発電バランシンググループ」といいます。）に含まれる再生可能エネルギー発電設備に適用されるインバランスリスク単価が同一となるように特例発電バランシンググループを設定していただきます。

ロ　附則４（発電量調整供給契約についての特別措置〔再生可能エネルギー発電設備〕）⑸の適用を受ける再生可能エネルギー発電設備の受電地点に係る発電場所は，原則として発電量調整受電計画差対応補給電力料金単価等が異なる複数のバランシンググループに属することはできないものといたします。

ハ　当社または特定送配電事業者の再生可能エネルギー電気卸供給約款にもとづき指定した再生可能エネルギー発電設備から電気を調達する場合，当社または特定送配電事業者の再生可能エネルギー電気卸供給約款にもとづき指定した再生可能エネルギー発電設備とそれ以外の再

生可能エネルギー発電設備とが共に含まれないように発電バランシンググループを設定していただきます。この場合，再生可能エネルギー電気卸供給約款に係る発電場所は，１発電量調整供給契約に属するものといたします。

⑸　需要抑制量調整供給の場合，当社は，原則として，あらかじめ定めた需要場所（ただし，需要場所が複数ある場合は，同一の一般送配電事業者の供給設備に接続するものといたします。また，分割接続供給の場合は，当該需要場所に係る接続供給契約といたします。）および需要抑制バランシンググループについて，１需要抑制量調整供給契約を結びます。

なお，低圧で電気の供給を受ける需要場所および当社または当社の供給区域で事業を営む配電事業者が指定する系統安定上必要な調整機能を有する負荷設備であって別途当社または当社の供給区域で事業を営む配電事業者と調整に関する契約を締結する設備（極短周期成分に対応する周波数制御用の調整機能のみを提供する場合を除きます。以下「調整負荷」といいます。）に該当する需要場所は，１需要抑制バランシンググループに属するものといたします。

また，需要抑制契約者が１需要抑制バランシンググループに係る需要場所を複数とすることを希望される場合は，需要者と電力需給に関する契約等を締結している契約者が同一で，かつ，需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量および需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量の算定方法となる31（電力および電力量の算定）⑭イまたはロが同一となるように需要抑制バランシンググループを設定していただきます。この場合，当該需要場所は複数の需要抑制バランシンググループに属することはできないものといたします。

16　承 諾 の 限 界

当社は，法令，電気の需給状況，供給設備の状況，用地事情ならびに料

金，この約款によって支払いを要することとなった料金以外の債務（延滞利息，保証金，契約超過金，違約金，工事費負担金その他この約款から生ずる金銭債務〔以下「料金以外の債務」といいます。〕といたします。）および当社と締結する他の契約にもとづく料金等の金銭債務の支払状況その他によってやむをえない場合には，接続供給契約，振替供給契約，発電量調整供給契約，系統連系受電契約または需要抑制量調整供給契約の申込みの全部または一部をお断りすることがあります。この場合は，その理由を契約者，発電契約者，発電者または需要抑制契約者にお知らせいたします。

17　契約書の作成

当社は，契約者，発電契約者または需要抑制契約者との間で，原則として託送供給または電力量調整供給の開始前に，託送供給または電力量調整供給に関する必要な事項について，契約書を作成いたします。

Ⅲ　料　　金

18　料　　金

料金は，次のとおりといたします。

⑴　契約者に係る料金

イ　契約者に係る料金は，ロによって算定された日程等別料金，24（接続対象計画差対応電力）によって算定された接続対象計画差対応補給電力料金および接続対象計画差対応余剰電力料金ならびに26（給電指令時補給電力）⑴によって算定された給電指令時補給電力料金といたします。

ロ　日程等別料金は，19（接続送電サービス）によって算定された接続送電サービス料金，20（臨時接続送電サービス）によって算定された臨時接続送電サービス料金および21（予備送電サービス）によって算定された予備送電サービス料金（以下「送電サービス料金」といいます。ただし，分割接続供給の場合は，33（料金の算定）⑾，⑿または⒀にもとづき料金の調整を行ないます。）のうち，㈠，㈡，㈢，㈣，㈤または㈥に定める日が同一となるもの（この場合，当該同一となる日を以下「供給側料金算定日」といいます。）を合計して算定いたします。

㈠　検　　針　　日

㈡　電灯定額接続送電サービス，電灯臨時定額接続送電サービスおよび動力臨時定額接続送電サービス（以下「定額接続送電サービス」といいます。）の場合または31（電力および電力量の算定）㉗の場合，その供給地点の属する検針区域の検針日

㈢　電灯臨時定額接続送電サービスまたは動力臨時定額接続送電サービスで応当日（その供給地点を新たに設定した日に対応する日をい

います。）にもとづき料金算定期間を定める場合，応当日

(ﾆ) 契約者が供給地点を消滅させる場合，消滅日（特別の事情があり，その供給地点の消滅日以降に計量値の確認を行なった場合は，その日といたします。）

(ﾎ) 31（電力および電力量の算定）(31)の場合，電力量または最大需要電力等が協議によって定められた日

(ﾍ) 当社が分割接続供給を行なう供給地点において，いずれかの契約者に係る接続供給契約が消滅した場合，消滅日（特別の事情があり，その接続供給契約の消滅日以降に計量値の確認を行なった場合は，その日といたします。）

(2) 発電契約者に係る料金

発電契約者に係る料金は，23（発電量調整受電計画差対応電力）によって算定された発電量調整受電計画差対応補給電力料金および発電量調整受電計画差対応余剰電力料金ならびに26（給電指令時補給電力）(2)によって算定された給電指令時補給電力料金といたします。

(3) 発電者に係る料金

イ 発電者に係る料金は，ロによって算定された系統連系受電サービス料金といたします。

ロ 系統連系受電サービス料金は，22（系統連系受電サービス）によって，(ｲ)，(ﾛ)または(ﾊ)に定める日（以下「受電側料金算定日」といいます。）に算定いたします。

(ｲ) 検　　針　　日

(ﾛ) 発電契約者が受電地点を消滅させる場合，消滅日（特別の事情があり，その受電地点の消滅日以降に計量値の確認を行なった場合は，その日といたします。）

(ﾊ) 31（電力および電力量の算定）(31)の場合，電力量または最大連系電力等が協議によって定められた日

ただし，その１月の発電設備等に係る供給地点における供給側料金算定日が受電側料金算定日の翌日以降となる場合は供給側料金算定日を受電側料金算定日といたします。

⑷　需要抑制契約者に係る料金

需要抑制契約者に係る料金は，25（需要抑制量調整受電計画差対応電力）によって算定された需要抑制量調整受電計画差対応補給電力料金および需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力料金といたします。

19　接続送電サービス

⑴　適　用　範　囲

小売電気事業，特定送配電事業または自己等への電気の供給の用に供する電気に適用いたします。

⑵　接続送電サービス契約電力等

電灯定額接続送電サービスの適用を受ける場合を除き，接続送電サービス契約電力，接続送電サービス契約電流または接続送電サービス契約容量は，次によって供給地点ごとに定めます。

なお，分割接続供給の場合は，それぞれの契約者に係る接続送電サービス契約電力とあわせて，33（料金の算定）⑾にもとづき料金の調整を行なうために，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用したときの接続送電サービス契約電力を定めます。

イ　低圧で供給する場合または高圧で供給する場合で，接続送電サービス契約電力（分割接続供給の場合は，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用したときの接続送電サービス契約電力といたします。）が500キロワット未満となるとき。

⑷　各月の接続送電サービス契約電力は，次の場合を除き，その１月の最大需要電力等と前11月の最大需要電力等のうち，いずれか大きい値といたします。

a　新たに接続送電サービスを利用される場合は，料金適用開始の日以降12月の期間の各月の接続送電サービス契約電力は，その１月の最大需要電力等と料金適用開始の日から前月までの最大需要電力等のうち，いずれか大きい値といたします。ただし，新たに接続送電サービスを利用される前から引き続き当社の供給設備を利用される場合には，新たに接続送電サービスを利用される前の電気の供給は，接続送電サービス契約電力の決定上，接続送電サービスによって受けた供給とみなします。

b　需要場所における受電設備を増加される場合等で，増加された日を含む１月の増加された日以降の期間の最大需要電力等の値がその１月の増加された日の前日までの期間の最大需要電力等と前11月の最大需要電力等のうちいずれか大きい値を上回るときは，その１月の増加された日の前日までの期間の接続送電サービス契約電力は，その期間の最大需要電力等と前11月の最大需要電力等のうちいずれか大きい値とし，その１月の増加された日以降の期間の接続送電サービス契約電力は，その期間の最大需要電力等の値といたします。

c　需要場所における受電設備を減少される場合等で，１年を通じての最大需要電力等が減少することが明らかなときは，減少された日を含む１月の減少された日の前日までの期間の接続送電サービス契約電力は，その期間の最大需要電力等と前11月の最大需要電力等のうちいずれか大きい値とし，減少された日以降12月の期間の各月の接続送電サービス契約電力（減少された日を含む１月の減少された日以降の期間については，その期間の接続送電サービス契約電力といたします。）は，需要場所における負荷設備および受電設備の内容，１年間を通じての最大の負荷，同一業種の負荷率，操業度等を基準として，契約者と当社との協議によって

定めた値といたします。ただし，減少された日以降12月の期間で，その１月の最大需要電力等と減少された日から前月までの最大需要電力等のうちいずれか大きい値が契約者と当社との協議によって定めた値を上回る場合（減少された日を含む１月の減少された日以降の期間については，その期間の最大需要電力等の値が契約者と当社との協議によって定めた値を上回る場合といたします。）は，接続送電サービス契約電力は，その上回る最大需要電力等の値といたします。

(ﾛ) 低圧で供給する場合で，契約者が電灯または小型機器を使用する需要者に供給し，かつ，契約者が希望されるときは，(ｲ)にかかわらず，次により，接続送電サービス契約電流または接続送電サービス契約容量（６キロボルトアンペア以上となるときに限ります。）を定め，接続送電サービス契約電力に代えて適用いたします。

a　接続送電サービス契約電流

(a) 接続送電サービス契約電流は，５アンペア，10アンペア，15アンペア，20アンペア，30アンペア，40アンペア，50アンペアまたは60アンペアのいずれかとし，契約者の申出によって定めます。

(b) 当社は，接続送電サービス契約電流に応じて電流制限器その他の適当な装置（以下「電流制限器等」といいます。）を取り付けます。ただし，契約者または需要者において使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が接続送電サービス契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には，当社は，電流制限器等を取り付けないことがあります。

b　接続送電サービス契約容量

接続送電サービス契約容量は，契約主開閉器の定格電流にもと

づき，別表３（契約電力および契約容量の算定方法）により算定された値といたします。この場合，あらかじめ契約主開閉器を設定していただきます。

なお，当社は，契約主開閉器が制限できる電流を，必要に応じて確認いたします。

(ﾊ) 低圧で供給する場合で，契約者が動力を使用する需要者に供給し，かつ，契約者が希望されるときの接続送電サービス契約電力は，(ｲ)にかかわらず，契約主開閉器の定格電流にもとづき，別表３（契約電力および契約容量の算定方法）により算定された値といたします。この場合，あらかじめ契約主開閉器を設定していただきます。

なお，当社は，契約主開閉器が制限できる電流を，必要に応じて確認いたします。

(ﾆ) (ｲ)の適用後１年に満たない場合は，(ﾛ)または(ﾊ)を適用いたしません。また，(ﾛ)または(ﾊ)の適用後１年に満たない場合は，(ｲ)を適用いたしません。

(ﾎ) 需要場所における主開閉器（低圧で供給する場合に限ります。），負荷設備または受電設備を変更される場合は，51（契約の変更）に準じて，あらかじめ申し出ていただきます。

(ﾍ) 分割接続供給の場合におけるそれぞれの契約者に係る接続送電サービス契約電力は，次のとおりといたします。

ａ 15（供給および契約の単位）(2)イにより当社が分割接続供給を行なう場合

非需要追随供給者に係る接続送電サービス契約電力は，双方の契約者と当社との協議によって定め，需要追随供給者に係る接続送電サービス契約電力は，31（電力および電力量の算定）(19)ロ(ｲ)または(ﾛ)で定める最大需要電力等を用いて，イ(ｲ)に準じて定めます。

b　15（供給および契約の単位）⑵ロにより当社が分割接続供給を行なう場合

それぞれの契約者に係る接続送電サービス契約電力は，31（電力および電力量の算定）⑲ロ(ハ)で定める最大需要電力等を用いて，イ(イ)に準じて定めます。

ロ　高圧で供給する場合で，接続送電サービス契約電力（分割接続供給の場合は，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用したときの接続送電サービス契約電力といたします。）が500キロワット以上となるときまたは特別高圧で供給する場合

接続送電サービス契約電力は，需要場所における負荷設備および受電設備の内容，１年間を通じての最大の負荷，同一業種の負荷率，操業度等を基準として，契約者と当社との協議によって定めます。

なお，新たに接続送電サービスを利用される場合等で，接続供給の開始日からの１年を通じての最大の負荷で契約することが適当でないと認められるときは，接続供給の開始日から１年間に限り，段階的に接続送電サービス契約電力を増加できるものといたします。

また，分割接続供給の場合におけるそれぞれの契約者に係る接続送電サービス契約電力は，それぞれの契約者と当社との協議によって定めます。

ハ　イ(イ)により接続送電サービス契約電力を定めている供給地点について，最大需要電力等が500キロワット以上となる場合は，接続送電サービス契約電力をロによってすみやかに定めることとし，それまでの間の接続送電サービス契約電力は，イ(イ)によって定めます。

ニ　高圧または特別高圧で供給する場合で，需要者の発電設備の検査，補修または事故により生じた不足電力の補給にあてるための電気をあわせて供給するときの接続送電サービス契約電力は，イ，ロまたはハにかかわらず，当該不足電力の補給以外の供給分につき，イ，ロまた

はハに準じて定めた値に，原則として，当該不足電力の補給の供給分につき，需要者の発電設備の容量を基準として，契約者と当社との協議によって定めた値を加えたものとし，分割接続供給の場合で，需要者の発電設備の検査，補修または事故により生じた不足電力の補給にあてるための電気をあわせて供給するときは，原則として，次のとおりといたします。

⑴　15（供給および契約の単位）⑵イにより当社が分割接続供給を行なう場合

当該不足電力の補給にあてるための電気の供給は，需要追随供給者へ行なうものといたします。この場合，需要追随供給者に係る接続送電サービス契約電力は，イ，ロまたはハにかかわらず，当該不足電力の補給以外の供給分につき，イ，ロまたはハに準じて定めた値に，当該不足電力の補給の供給分につき，需要者の発電設備の容量を基準として，需要追随供給者と当社との協議によって定めた値を加えたものといたします。

⑵　15（供給および契約の単位）⑵ロにより当社が分割接続供給を行なう場合

当該不足電力の補給にあてるための電気の供給は，双方の契約者へ行なうものといたします。この場合，双方の契約者に係る接続送電サービス契約電力は，イ，ロまたはハにかかわらず，当該不足電力の補給以外の供給分につき，イ，ロまたはハに準じて定めた値に，当該不足電力の補給の供給分につき，需要者の発電設備の容量を基準として，それぞれの契約者と当社との協議によって定めた値（双方の契約者に係る接続送電サービスにおいて，同じ値といたします。）を加えたものといたします。

また，当該不足電力の補給以外の供給分についてイ⑴に準ずる場合で，需要場所における負荷設備または受電設備を変更されるときは，

51（契約の変更）に準じて，あらかじめ申し出ていただきます。

なお，当社は，必要に応じて，需要者の発電設備の運転に関する記録を契約者から提出していただきます。

⑶　接続送電サービス料金

接続送電サービス料金は，供給地点ごとに，供給電圧および接続送電サービスの種別に応じて，次により算定いたします。ただし，１供給地点につき２以上の接続送電サービスをあわせて契約する場合または１接続送電サービスにつき２以上の供給地点となる場合の接続送電サービス料金は，接続送電サービスごとに算定いたします。

なお，分割接続供給の場合は，それぞれの契約者に係る接続送電サービス料金とあわせて，33（料金の算定）⑾にもとづき料金の調整を行なうために，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用したときの接続送電サービス料金を算定いたします。

イ　低圧で供給する場合

⑴　電灯定額接続送電サービス

a　適　用　範　囲

契約者が電灯または小型機器を使用する需要者に供給する場合で，その総容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，各契約負荷設備ごとに別表４〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）が400ボルトアンペア以下であるときに適用いたします。

b　供給電気方式および供給電圧

供給電気方式および供給電圧は，交流単相２線式標準電圧100ボルトまたは200ボルトといたします。ただし，特別の事情がある場合には，交流単相３線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとすることがあります。

c　契 約 負 荷 設 備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

d　接続送電サービス料金

接続送電サービス料金は，電灯料金および小型機器料金の合計といたします。ただし，電灯料金または小型機器料金は，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴イによって算定された離島平均燃料価格が別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴イによって算定された離島平均燃料価格が別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

⒜　電　灯　料　金

ⅰ　電灯料金は，各契約負荷設備ごとに１月につき次のとおりといたします。

10ワットまでの１灯につき	３９円０９銭
10ワットをこえ20ワットまでの１灯につき	７８円１９銭
20ワットをこえ40ワットまでの１灯につき	１５６円３７銭
40ワットをこえ60ワットまでの１灯につき	２３４円５５銭
60ワットをこえ100ワットまでの１灯につき	３９０円９３銭
100ワットをこえる１灯につき100ワットまでごとに	３９０円９３銭

ⅱ　ネオン管灯，けい光灯，水銀灯等は，管灯および付属装置を一括して容量（入力といたします。なお，出力で表示され

ている場合等は，別表４〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）を算定し，その容量につき１ボルトアンペアを１ワットとみなして電灯料金を適用いたします。

ⅲ　多灯式けい光灯等は，その合計によって容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，別表４〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）を算定し，その容量につき１ボルトアンペアを１ワットとみなして電灯料金を適用いたします。

(b)　小型機器料金

小型機器料金は，各契約負荷設備ごとにその容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，別表４〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）に応じ１月につき次のとおりといたします。

50ボルトアンペアまでの１機器につき	１１６円７７銭
50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの１機器につき	２３３円５３銭
100ボルトアンペアをこえる１機器につき50ボルトアンペアまでごとに	１１６円７７銭

e　そ　の　他

特別の事情がある場合は，契約者と当社との協議によって，(ロ) a (c)，(ハ) a または(ニ) a にかかわらず，電灯標準接続送電サービス，電灯時間帯別接続送電サービスまたは電灯従量接続送電サービス（自己等への電気の供給の用に供する接続供給の場合に限ります。）を適用することがあります。

(ロ)　電灯標準接続送電サービス

a　適　用　範　囲

契約者が電灯または小型機器を使用する需要者に供給する場合で，次のいずれにも該当するときに適用いたします。

(a) (2)イ(イ)により接続送電サービス契約電力を定める場合は接続送電サービス契約電力が原則として50キロワット未満であり，(2)イ(ロ)ｂにより接続送電サービス契約容量を定める場合は接続送電サービス契約容量が原則として50キロボルトアンペア未満であること。

(b) １需要場所において，動力標準接続送電サービス，動力時間帯別接続送電サービスまたは動力従量接続送電サービスとあわせて契約する場合は，接続送電サービス契約電力の合計または接続送電サービス契約電力と接続送電サービス契約電流もしくは接続送電サービス契約容量との合計（この場合，10アンペアおよび１キロボルトアンペアを１キロワットとみなします。）が原則として50キロワット未満であること。

(c) 電灯定額接続送電サービスを適用できないこと。

ただし，契約者が希望され，かつ，電気の使用状態，当社の供給設備の状況等から当社が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めた場合は，(a)および(c)に該当し，かつ，(b)の接続送電サービス契約電力の合計または接続送電サービス契約電力と接続送電サービス契約電流もしくは接続送電サービス契約容量との合計（この場合，10アンペアおよび１キロボルトアンペアを１キロワットとみなします。）が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合，当社は，需要者の土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

ｂ　供給電気方式および供給電圧

供給電気方式および供給電圧は，交流単相２線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相３線式標準電圧100ボル

トおよび200ボルトといたします。ただし，技術上やむをえない場合には，交流３相３線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

c　接続送電サービス料金

接続送電サービス料金は，基本料金および電力量料金の合計といたします。ただし，電力量料金は，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴イによって算定された離島平均燃料価格が別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴イによって算定された離島平均燃料価格が別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

⒜　基　本　料　金

基本料金は，１月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。

ⅰ　⑵イ⑴により接続送電サービス契約電力を定める場合

接続送電サービス契約電力１キロワットにつき	２２７円３８銭

ただし，接続送電サービス契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は，接続送電サービス契約電力が１キロワットの場合の基本料金の半額といたします。

ⅱ　⑵イ⑵により接続送電サービス契約電流または接続送電サービス契約容量を定める場合

接続送電サービス契約容量１キロボルトアンペアにつき	１６２円２４銭

ただし，⑵イ(ﾛ)ａにより接続送電サービス契約電流を定める場合は，基本料金の算定上，10アンペアを１キロボルトアンペアとみなします。また，接続送電サービス契約電流が５アンペアまたは15アンペアの場合の基本料金は，次のとおりといたします。

接続送電サービス契約電流５アンペア	８１円１３銭
接続送電サービス契約電流15アンペア	２４３円３６銭

⑹　電 力 量 料 金

電力量料金は，その１月の接続供給電力量によって算定いたします。

１キロワット時につき	7円８７銭

⑻　電灯時間帯別接続送電サービス

ａ　適　用　範　囲

(ﾛ)ａの適用範囲に該当し，契約者が希望される場合に適用いたします。

ｂ　供給電気方式および供給電圧

供給電気方式および供給電圧は，交流単相２線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相３線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトといたします。ただし，技術上やむをえない場合には，交流３相３線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

ｃ　接続送電サービス料金

接続送電サービス料金は，基本料金および電力量料金の合計といたします。ただし，電力量料金は，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴イによって算定された離島平均燃料価格が別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴イによって算定された離島平均燃料価格が別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

⒜　基　本　料　金

基本料金は，１月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。

ⅰ　⑵イ⑷により接続送電サービス契約電力を定める場合

接続送電サービス契約電力１キロワットにつき	２２７円３８銭

ただし，接続送電サービス契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は，接続送電サービス契約電力が１キロワットの場合の基本料金の半額といたします。

ⅱ　⑵イ⑸により接続送電サービス契約電流または接続送電サービス契約容量を定める場合

接続送電サービス契約容量１キロボルトアンペアにつき	１６２円２４銭

ただし，⑵イ⑸ａにより接続送電サービス契約電流を定め

る場合は，基本料金の算定上，10アンペアを１キロボルトアンペアとみなします。また，接続送電サービス契約電流が５アンペアまたは15アンペアの場合の基本料金は，次のとおりといたします。

接続送電サービス契約電流５アンペア	８１円１３銭
接続送電サービス契約電流15アンペア	２４３円３６銭

(b) 電 力 量 料 金

電力量料金は，その１月の時間帯別の接続供給電力量によって算定いたします。

i 昼 間 時 間

１キロワット時につき	８円２６銭

ii 夜 間 時 間

１キロワット時につき	７円４４銭

(ニ) 電灯従量接続送電サービス

a 適 用 範 囲

(ロ) a の適用範囲に該当し，自己等への電気の供給の用に供する接続供給の場合で，契約者が希望されるときに適用いたします。

b 供給電気方式および供給電圧

供給電気方式および供給電圧は，交流単相２線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相３線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトといたします。ただし，技術上やむをえない場合には，交流３相３線式標準電圧200ボルトとすることがあり

ます。

c　接続送電サービス料金

接続送電サービス料金は，その１月の接続供給電力量によって算定いたします。ただし，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴イによって算定された離島平均燃料価格が別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴イによって算定された離島平均燃料価格が別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

１キロワット時につき	１１円５９銭

⑷　動力標準接続送電サービス

a　適　用　範　囲

契約者が動力を使用する需要者に供給する場合で，次のいずれにも該当するときに適用いたします。

⑻　接続送電サービス契約電力が原則として50キロワット未満であること。

⑹　１需要場所において，電灯標準接続送電サービス，電灯時間帯別接続送電サービスまたは電灯従量接続送電サービスとあわせて契約する場合は，接続送電サービス契約電力の合計または接続送電サービス契約電力と接続送電サービス契約電流もしくは接続送電サービス契約容量との合計（この場合，10アンペアおよび１キロボルトアンペアを１キロワットとみなします。）

が原則として50キロワット未満であること。

ただし，契約者が希望され，かつ，電気の使用状態，当社の供給設備の状況等から当社が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めた場合は，(a)に該当し，かつ，(b)の接続送電サービス契約電力の合計または接続送電サービス契約電力と接続送電サービス契約電流もしくは接続送電サービス契約容量との合計（この場合，10アンペアおよび１キロボルトアンペアを１キロワットとみなします。）が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合，当社は，需要者の土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

b　供給電気方式および供給電圧

供給電気方式および供給電圧は，交流３相３線式標準電圧200ボルトといたします。ただし，技術上やむをえない場合には，交流単相２線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相３線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとすることがあります。

c　接続送電サービス料金

接続送電サービス料金は，基本料金および電力量料金の合計といたします。ただし，電力量料金は，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表５（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ヘによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表５（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ヘによって算定され

た離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

⑷ 基　本　料　金

基本料金は，１月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。

ⅰ　⑵イ⑴により接続送電サービス契約電力を定める場合

接続送電サービス契約電力１キロワットにつき	５７１円４４銭

ただし，接続送電サービス契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は，接続送電サービス契約電力が１キロワットの場合の基本料金の半額といたします。

ⅱ　⑵イ⑵により接続送電サービス契約電力を定める場合

接続送電サービス契約電力１キロワットにつき	３７９円２６銭

ただし，接続送電サービス契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は，接続送電サービス契約電力が１キロワットの場合の基本料金の半額といたします。

⑸ 電 力 量 料 金

電力量料金は，その１月の接続供給電力量によって算定いたします。

１キロワット時につき	５円５８銭

⑹ そ　の　他

接続供給電力量が僅少であるため計量できないことが見込まれる場合等特別の事情がある場合で，当社が適当と認めるとき

は，基本料金のみといたします。

d　そ　　の　　他

変圧器，発電設備等その他を介して，電灯または小型機器を使用することはできません。

㈥　動力時間帯別接続送電サービス

a　適　用　範　囲

㈤ａの適用範囲に該当し，契約者が希望される場合に適用いたします。

b　供給電気方式および供給電圧

供給電気方式および供給電圧は，交流３相３線式標準電圧200ボルトといたします。ただし，技術上やむをえない場合には，交流単相２線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相３線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとすることがあります。

c　接続送電サービス料金

接続送電サービス料金は，基本料金および電力量料金の合計といたします。ただし，電力量料金は，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴イによって算定された離島平均燃料価格が別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴イによって算定された離島平均燃料価格が別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

⒜　基　本　料　金

基本料金は，１月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。

ⅰ　⑵イ(ｲ)により接続送電サービス契約電力を定める場合

接続送電サービス契約電力１キロワットにつき	５７１円４４銭

ただし，接続送電サービス契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は，接続送電サービス契約電力が１キロワットの場合の基本料金の半額といたします。

ⅱ　⑵イ(ﾊ)により接続送電サービス契約電力を定める場合

接続送電サービス契約電力１キロワットにつき	３７９円２６銭

ただし，接続送電サービス契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は，接続送電サービス契約電力が１キロワットの場合の基本料金の半額といたします。

(b)　電 力 量 料 金

電力量料金は，その１月の時間帯別の接続供給電力量によって算定いたします。

ⅰ　昼　間　時　間

１キロワット時につき	５円８４銭

ⅱ　夜　間　時　間

１キロワット時につき	５円２９銭

(c)　そ　　の　　他

接続供給電力量が僅少であるため計量できないことが見込まれる場合等特別の事情がある場合で，当社が適当と認めるときは，基本料金のみといたします。

d　そ　　の　　他

変圧器，発電設備等その他を介して，電灯または小型機器を使用することはできません。

(ﾄ)　動力従量接続送電サービス

a　適　用　範　囲

(ﾎ) a の適用範囲に該当し，自己等への電気の供給の用に供する接続供給の場合で，契約者が希望されるときに適用いたします。

b　供給電気方式および供給電圧

供給電気方式および供給電圧は，交流３相３線式標準電圧200ボルトといたします。ただし，技術上やむをえない場合には，交流単相２線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相３線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとすることがあります。

c　接続送電サービス料金

接続送電サービス料金は，その１月の接続供給電力量によって算定いたします。ただし，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表５（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ヘによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表５（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ヘによって算定された離島

ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

１キロワット時につき	１４円９５銭

d　そ　の　他

変圧器，発電設備等その他を介して，電灯または小型機器を使用することはできません。

ロ　高圧で供給する場合

⑷　高圧標準接続送電サービス

a　適　用　範　囲

接続送電サービス契約電力（分割接続供給の場合は，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用したときの接続送電サービス契約電力といたします。）が原則として50キロワット以上であり，かつ，2,000キロワット未満である場合に適用いたします。ただし，特別の事情がある場合で，契約者の希望があるときは，接続送電サービス契約電力が50キロワット未満である場合についても適用することがあります。

b　供給電気方式および供給電圧

供給電気方式および供給電圧は，交流３相３線式標準電圧6,000ボルトといたします。

c　接続送電サービス料金

接続送電サービス料金は，基本料金および電力量料金の合計といたします。ただし，基本料金は，ニによって力率割引または割増しをする場合は，力率割引または割増しをしたものといたします。また，電力量料金は，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴イによって算定された離島平均燃料価格が別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴へによっ

て算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴イによって算定された離島平均燃料価格が別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ヘによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

ⓐ　基　本　料　金

基本料金は，１月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合（予備送電サービスによって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は，半額といたします。また，当社が分割接続供給を行なう供給地点において，33（料金の算定）⑾にもとづき料金の調整を行なうために算定する，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービスの基本料金は，双方の契約者がまったく電気を使用しないとき（予備送電サービスによって電気を使用したときを除きます。）に限り，半額といたします。

なお，⑵ニによって接続送電サービス契約電力を定める供給地点において電気を使用された場合で，需要者の発電設備の検査，補修または事故により生じた不足電力の補給にあてるための電気をまったく使用しないときは，当該不足電力の補給分に相当する基本料金は，半額といたします。ただし，当社が分割接続供給を行なう供給地点において，33（料金の算定）⑾にもとづき料金の調整を行なうために算定する，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービスにおける当該不足電力の補給分に相当する基本料金は，双方の契約者が需要者の発電設備の検査，補修または事故により生じた不足電力の補給にあてるための電気をまったく使用しないときに限

り，半額といたします。

また，その１月に前月から継続して需要者の発電設備の検査，補修または事故により生じた不足電力の補給にあてるための電気を使用した期間がある場合で，その期間が前月の当該電気を使用しなかった期間を上回らないときは，その期間における当該電気の使用は，前月におけるものとみなします。

接続送電サービス契約電力１キロワットにつき	５５３円２８銭

⑹　電　力　量　料　金

電力量料金は，その１月の接続供給電力量によって算定いたします。

１キロワット時につき	２円６１銭

⑻　高圧時間帯別接続送電サービス

a　適　用　範　囲

⑴ａの適用範囲に該当し，契約者が希望される場合に適用いたします。

b　供給電気方式および供給電圧

供給電気方式および供給電圧は，交流３相３線式標準電圧6,000ボルトといたします。

c　接続送電サービス料金

接続送電サービス料金は，基本料金および電力量料金の合計といたします。ただし，基本料金は，ニによって力率割引または割増しをする場合は，力率割引または割増しをしたものといたします。また，電力量料金は，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴イによって算定された離島平均燃料価格が別表５（離島ユ

ニバーサルサービス調整）⑴ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴イによって算定された離島平均燃料価格が別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

⒜　基　本　料　金

基本料金は，１月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合（予備送電サービスによって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は，半額といたします。また，当社が分割接続供給を行なう供給地点において，33（料金の算定）⑾にもとづき料金の調整を行なうために算定する，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービスの基本料金は，双方の契約者がまったく電気を使用しないとき（予備送電サービスによって電気を使用したときを除きます。）に限り，半額といたします。

なお，⑵ニによって接続送電サービス契約電力を定める供給地点において電気を使用された場合で，需要者の発電設備の検査，補修または事故により生じた不足電力の補給にあてるための電気をまったく使用しないときは，当該不足電力の補給分に相当する基本料金は，半額といたします。ただし，当社が分割接続供給を行なう供給地点において，33（料金の算定）⑾にもとづき料金の調整を行なうために算定する，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービスにおける当該不足電力の補給分に相当する基本料金は，双方の契約者

が需要者の発電設備の検査，補修または事故により生じた不足電力の補給にあてるための電気をまったく使用しないときに限り，半額といたします。

また，その１月に前月から継続して需要者の発電設備の検査，補修または事故により生じた不足電力の補給にあてるための電気を使用した期間がある場合で，その期間が前月の当該電気を使用しなかった期間を上回らないときは，その期間における当該電気の使用は，前月におけるものとみなします。

接続送電サービス契約電力１キロワットにつき	５５３円２８銭

⑹　電 力 量 料 金

電力量料金は，その１月の時間帯別の接続供給電力量によって算定いたします。

ⅰ　昼　間　時　間

１キロワット時につき	２円７９銭

ⅱ　夜　間　時　間

１キロワット時につき	２円４０銭

⑻　高圧従量接続送電サービス

a　適　用　範　囲

⑴ａの適用範囲に該当し，自己等への電気の供給の用に供するための接続供給の場合で，契約者が希望されるときに適用いたします。

b　供給電気方式および供給電圧

供給電気方式および供給電圧は，交流３相３線式標準電圧6,000ボルトといたします。

c　接続送電サービス料金

接続送電サービス料金は，その１月の接続供給電力量によって算定いたします。ただし，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴イによって算定された離島平均燃料価格が別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴イによって算定された離島平均燃料価格が別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

１キロワット時につき	１１円６８銭

ハ　特別高圧で供給する場合

⑷　特別高圧標準接続送電サービス

a　適　用　範　囲

接続送電サービス契約電力（分割接続供給の場合は，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用したときの接続送電サービス契約電力といたします。）が原則として2,000キロワット以上である場合に適用いたします。

b　供給電気方式および供給電圧

供給電気方式は，交流３相３線式とし，供給電圧は，接続送電サービス契約電力（分割接続供給の場合は，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用したときの接続送電サービス契約電力

といたします。）に応じて次のとおりといたします。

接続送電サービス契約電力10,000キロワット未満	標準電圧 20,000ボルト
接続送電サービス契約電力10,000キロワット以上50,000キロワット未満	標準電圧 60,000ボルト
接続送電サービス契約電力50,000キロワット以上	標準電圧100,000ボルト

c　接続送電サービス料金

接続送電サービス料金は，基本料金および電力量料金の合計といたします。ただし，基本料金は，ニによって力率割引または割増しをする場合は，力率割引または割増しをしたものといたします。また，電力量料金は，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴イによって算定された離島平均燃料価格が別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴イによって算定された離島平均燃料価格が別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

⒜　基　本　料　金

基本料金は，１月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合（予備送電サービスによって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は，半額といたします。また，当社が分割接続供給を行なう供給地点において，33（料金の算定）⑾にもとづき料金の調整を行なうために算定する，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用した場合

の接続送電サービスの基本料金は，双方の契約者がまったく電気を使用しないとき（予備送電サービスによって電気を使用したときを除きます。）に限り，半額といたします。

なお，⑵ニによって接続送電サービス契約電力を定める供給地点において電気を使用された場合で，需要者の発電設備の検査，補修または事故により生じた不足電力の補給にあてるための電気をまったく使用しないときは，当該不足電力の補給分に相当する基本料金は，半額といたします。ただし，当社が分割接続供給を行なう供給地点において，33（料金の算定）⑾にもとづき料金の調整を行なうために算定する，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービスにおける当該不足電力の補給分に相当する基本料金は，双方の契約者が需要者の発電設備の検査，補修または事故により生じた不足電力の補給にあてるための電気をまったく使用しないときに限り，半額といたします。

また，その１月に前月から継続して需要者の発電設備の検査，補修または事故により生じた不足電力の補給にあてるための電気を使用した期間がある場合で，その期間が前月の当該電気を使用しなかった期間を上回らないときは，その期間における当該電気の使用は，前月におけるものとみなします。

接続送電サービス契約電力１キロワットにつき	４８２円０５銭

⑹ 電 力 量 料 金

電力量料金は，その１月の接続供給電力量によって算定いたします。

１キロワット時につき	１円２７銭

⑵　特別高圧時間帯別接続送電サービス

a　適　用　範　囲

⑴ａの適用範囲に該当し，契約者が希望される場合に適用いたします。

b　供給電気方式および供給電圧

供給電気方式は，交流３相３線式とし，供給電圧は，接続送電サービス契約電力（分割接続供給の場合は，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用したときの接続送電サービス契約電力といたします。）に応じて次のとおりといたします。

接続送電サービス契約電力10,000キロワット未満	標準電圧 20,000ボルト
接続送電サービス契約電力10,000キロワット以上50,000キロワット未満	標準電圧 60,000ボルト
接続送電サービス契約電力50,000キロワット以上	標準電圧100,000ボルト

c　接続送電サービス料金

接続送電サービス料金は，基本料金および電力量料金の合計といたします。ただし，基本料金は，ニによって力率割引または割増しをする場合は，力率割引または割増しをしたものといたします。また，電力量料金は，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴イによって算定された離島平均燃料価格が別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴イによって算定された離島平均燃料価格が別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表５

（離島ユニバーサルサービス調整）⑴へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

⒜　基　本　料　金

基本料金は，１月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合（予備送電サービスによって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は，半額といたします。また，当社が分割接続供給を行なう供給地点において，33（料金の算定）⑾にもとづき料金の調整を行なうために算定する，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービスの基本料金は，双方の契約者がまったく電気を使用しないとき（予備送電サービスによって電気を使用したときを除きます。）に限り，半額といたします。

なお，⑵ニによって接続送電サービス契約電力を定める供給地点において電気を使用された場合で，需要者の発電設備の検査，補修または事故により生じた不足電力の補給にあてるための電気をまったく使用しないときは，当該不足電力の補給分に相当する基本料金は，半額といたします。ただし，当社が分割接続供給を行なう供給地点において，33（料金の算定）⑾にもとづき料金の調整を行なうために算定する，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービスにおける当該不足電力の補給分に相当する基本料金は，双方の契約者が需要者の発電設備の検査，補修または事故により生じた不足電力の補給にあてるための電気をまったく使用しないときに限り，半額といたします。

また，その１月に前月から継続して需要者の発電設備の検査，補修または事故により生じた不足電力の補給にあてるための電気を使用した期間がある場合で，その期間が前月の当該電気を

使用しなかった期間を上回らないときは，その期間における当該電気の使用は，前月におけるものとみなします。

接続送電サービス契約電力１キロワットにつき	４８２円０５銭

⑹　電 力 量 料 金

電力量料金は，その１月の時間帯別の接続供給電力量によって算定いたします。

ｉ　昼　間　時　間

１キロワット時につき	１円３４銭

ii　夜　間　時　間

１キロワット時につき	１円２１銭

⑻　特別高圧従量接続送電サービス

a　適　用　範　囲

⑴ａの適用範囲に該当し，自己等への電気の供給の用に供するための接続供給の場合で，契約者が希望されるときに適用いたします。

b　供給電気方式および供給電圧

供給電気方式は，交流３相３線式とし，供給電圧は，接続送電サービス契約電力に応じて次のとおりといたします。

接続送電サービス契約電力10,000キロワット未満	標準電圧 20,000ボルト
接続送電サービス契約電力10,000キロワット以上50,000キロワット未満	標準電圧 60,000ボルト
接続送電サービス契約電力50,000キロワット以上	標準電圧100,000ボルト

c　接続送電サービス料金

接続送電サービス料金は，その１月の接続供給電力量によって算定いたします。ただし，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴イによって算定された離島平均燃料価格が別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴イによって算定された離島平均燃料価格が別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

１キロワット時につき	９円１６銭

ニ　力率割引および割増し

高圧または特別高圧で供給する場合の力率割引および割増しは，次のとおりといたします。

⑺　力率は，供給地点ごとに，その１月のうち毎日午前８時から午後10時までの時間における平均力率（瞬間力率が進み力率となる場合には，その瞬間力率は，100パーセントといたします。）といたします。この場合，平均力率は，別表６（平均力率の算定）によって算定された値といたします。

なお，まったく電気を使用しないその１月の力率は，85パーセントとみなします。

⑻　分割接続供給の場合は，33（料金の算定）⑾にもとづき料金の調整を行なうために，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用したときの供給地点ごとの力率を，⑺に準じて算定いたします。ま

た，それぞれの契約者に係る接続送電サービスの力率は，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用した場合の力率と同一の値といたします。ただし，その供給地点において，いずれかの契約者がまったく電気を使用しない場合，当該契約者に係る接続送電サービスのその１月の力率は，85パーセントとみなします。

(ﾊ) 力率が，85パーセントを上回る場合は，その上回る１パーセントにつき，基本料金（(2)ニによって接続送電サービス契約電力を定める供給地点において，需要者の発電設備の検査，補修または事故により生じた不足電力の補給にあてるための電気をまったく使用しない場合は，当該不足電力の補給以外の供給分に相当する基本料金といたします。）を１パーセント割引し，85パーセントを下回る場合は，その下回る１パーセントにつき，基本料金（(2)ニによって接続送電サービス契約電力を定める供給地点において，需要者の発電設備の検査，補修または事故により生じた不足電力の補給にあてるための電気をまったく使用しない場合は，当該不足電力の補給以外の供給分に相当する基本料金といたします。）を１パーセント割増しいたします。

ホ そ の 他

(ｲ) 接続送電サービス料金の計算における合計金額の単位は，１円とし，その端数は，切り捨てます。

(ﾛ) 電灯時間帯別接続送電サービス，動力時間帯別接続送電サービス，高圧時間帯別接続送電サービスまたは特別高圧時間帯別接続送電サービス（以下「時間帯別接続送電サービス」といいます。）の適用後１年に満たない場合は，電灯標準接続送電サービス，動力標準接続送電サービス，高圧標準接続送電サービスもしくは特別高圧標準接続送電サービス（以下「標準接続送電サービス」といいます。）または電灯従量接続送電サービス，動力従量接続送電サービ

ス，高圧従量接続送電サービスもしくは特別高圧従量接続送電サービス（以下「従量接続送電サービス」といいます。）を適用いたしません。また，従量接続送電サービスの適用後１年に満たない場合は，標準接続送電サービスまたは時間帯別接続送電サービスを適用いたしません。

(ハ) 時間帯別接続送電サービスまたは従量接続送電サービスから標準接続送電サービスに変更された後１年に満たない場合は，時間帯別接続送電サービスまたは従量接続送電サービスを適用いたしません。

(ニ) (2)ニによって接続送電サービス契約電力を定める供給地点において，需要者の発電設備の検査，補修または事故により生じた不足電力の補給にあてるための電気を使用される場合は，使用開始の時刻と使用休止の時刻とをあらかじめ契約者から当社に通知していただきます。ただし，事故その他やむをえない場合は，使用開始後すみやかに契約者から当社に通知していただきます。

(ホ) 当社は，必要に応じて，需要者の発電設備の運転に関する記録を契約者から提出していただきます。

(ヘ) 33（料金の算定）(11)にもとづき料金の調整を行なうための，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービスの種別を定めた後１年に満たないときの取扱いは，(ロ)および(ハ)に準ずるものといたします。

(4) １年を通じての最大需要電力等が夜間時間に発生する場合の取扱い

高圧または特別高圧で供給する場合で，需要者が昼間時間から夜間時間への負荷移行を行なった結果，１年を通じての最大需要電力等が夜間時間に発生し，かつ，契約者が標準接続送電サービスまたは時間帯別接続送電サービスの適用を受け，契約者と当社との協議がととのったときのその供給地点の各月の接続送電サービス料金は，(3)によって算定された金額からイによって算定された金額（以下「ピークシフト割引額」と

いいます。）を差し引いたものといたします。

イ　ピークシフト割引額

ピークシフト割引額は，１月につき次の式により算定された金額といたします。ただし，まったく電気を使用しない場合（予備送電サービスによって電気を使用した場合を除きます。）のピークシフト割引額は，半額といたします。

ピークシフト割引額＝次に定める割引単価×ロのピークシフト電力

ピークシフト電力 １キロワットにつき	高圧で供給する場合	４７０円２８銭
	特別高圧で供給する場合	４０９円７５銭

ロ　ピークシフト電力

ピークシフト電力は，需要者の負荷移行により昼間時間から夜間時間に移行された増分電力をいい，その需要者の接続送電サービス契約電力からその需要者の１年を通じての昼間時間における接続供給電力の最大値を差し引いた値を上限として，夜間時間に移行する負荷設備の容量（キロワット）等にもとづき，あらかじめ契約者と当社との協議によって定めます。

なお，分割接続供給の場合は，それぞれの契約者に係るピークシフト電力とあわせて，33（料金の算定）⑾にもとづき料金の調整を行なうために，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用したときのピークシフト電力を，あらかじめ双方の契約者と当社との協議によって定めます。

また，各月の昼間時間における接続供給電力の最大値の実績等から，ピークシフト電力が不適当と認められる場合には，すみやかにピークシフト電力を適正なものに変更していただきます。

ハ　１年を通じて夜間時間に最大需要電力等が発生しないことが明らか

になった場合等については，本取扱いの適用をただちに解消いたします。

なお，それが本取扱い適用後１年に満たない場合は，既に適用したピークシフト割引額の合計金額を本取扱いの適用が解消された月の接続送電サービス料金に加算したものをその月の接続送電サービス料金として算定いたします。

20　臨時接続送電サービス

⑴　適　用　範　囲

契約使用期間が１年未満の場合において，小売電気事業，特定送配電事業または自己等への電気の供給の用に供する電気に適用いたします。ただし，毎年，一定期間を限り，反復使用するものには適用いたしません。

⑵　臨時接続送電サービス契約電力等

電灯臨時定額接続送電サービスの適用を受ける場合を除き，臨時接続送電サービス契約電流，臨時接続送電サービス契約容量または臨時接続送電サービス契約電力は，次によって供給地点ごとに定めます。

なお，分割接続供給の場合は，それぞれの契約者に係る臨時接続送電サービス契約電力とあわせて，33（料金の算定）⑿にもとづき料金の調整を行なうために，１供給地点につき，１臨時接続送電サービスを適用したときの臨時接続送電サービス契約電力を定めます。

イ　低圧で供給する場合

⑷　契約者が電灯または小型機器を使用する需要者に供給する場合

次のａまたはｂにより，臨時接続送電サービス契約電流または臨時接続送電サービス契約容量（６キロボルトアンペア以上となる場合に限ります。）を定めます。

ａ　臨時接続送電サービス契約電流

⑷ 臨時接続送電サービス契約電流は，40アンペア，50アンペアまたは60アンペアのいずれかとし，契約者の申出によって定めます。

⑸ 当社は，臨時接続送電サービス契約電流に応じて電流制限器等を取り付けます。ただし，契約者または需要者において使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が臨時接続送電サービス契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には，当社は，電流制限器等を取り付けないことがあります。

b 臨時接続送電サービス契約容量

⑷ 臨時接続送電サービス契約容量は，契約負荷設備の総容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，各契約負荷設備ごとに別表４〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）に次の係数を乗じてえた値といたします。ただし，差込口の数と電気機器の数が異なる場合等特別の事情がある場合は，別表７（契約負荷設備の総容量の算定）によって総容量を定めます。

最初の６キロボルトアンペアにつき	９５パーセント
次の14キロボルトアンペアにつき	８５パーセント
次の30キロボルトアンペアにつき	７５パーセント
50キロボルトアンペアをこえる部分につき	６５パーセント

⑸ 契約者が契約主開閉器により臨時接続送電サービス契約容量を定めることを希望される場合には，臨時接続送電サービス契約容量は，⑷にかかわらず，契約主開閉器の定格電流にもとづき，別表３（契約電力および契約容量の算定方法）により算定

された値といたします。この場合，契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。

なお，当社は，契約主開閉器が制限できる電流を，必要に応じて確認いたします。

(ﾛ) 契約者が動力を使用する需要者に供給する場合

次により，臨時接続送電サービス契約電力を定めます。

a 臨時接続送電サービス契約電力は，契約負荷設備の各入力（出力で表示されている場合等は，別表４〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）についてそれぞれ次の(a)の係数を乗じてえた値の合計に(b)の係数を乗じてえた値といたします。ただし，電気機器の試験用に電気を使用される場合等特別の事情がある場合は，その回路において使用される最大電流を制限できるしゃ断器その他の適当な装置を契約者または需要者に施設していただき，その容量を当該回路において使用される契約負荷設備の入力とみなします。この場合，その容量は別表３（契約電力および契約容量の算定方法）に準じて算定し，(b)の係数を乗じないものといたします。

(a) 契約負荷設備のうち

最大の入力のものから	最初の２台の入力につき	１００パーセント
	次の２台の入力につき	９５パーセント
	上記以外のものの入力につき	９０パーセント

(b) (a)によってえた値の合計のうち

最初の６キロワットにつき	１００パーセント
次の14キロワットにつき	９０パーセント
次の30キロワットにつき	８０パーセント
50キロワットをこえる部分につき	７０パーセント

b　契約者が契約主開閉器により臨時接続送電サービス契約電力を定めることを希望される場合には，臨時接続送電サービス契約電力は，ａにかかわらず，契約主開閉器の定格電流にもとづき，別表３（契約電力および契約容量の算定方法）により算定された値といたします。この場合，契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。

なお，当社は，契約主開閉器が制限できる電流を，必要に応じて確認いたします。

ロ　高圧または特別高圧で供給する場合

需要場所における負荷設備および受電設備の内容，同一業種の負荷率，操業度等を基準として，契約者と当社との協議により供給地点ごとに臨時接続送電サービス契約電力（分割接続供給の場合は，１供給地点につき，１臨時接続送電サービスを適用したときの臨時接続送電サービス契約電力といたします。）を定めます。

なお，分割接続供給の場合におけるそれぞれの契約者に係る臨時接続送電サービス契約電力は，それぞれの契約者と当社との協議によって定めます。

(3) 臨時接続送電サービス料金

臨時接続送電サービス料金は，供給地点ごとに，供給電圧および臨時接続送電サービスの種別に応じて，次により算定いたします。

なお，分割接続供給の場合は，それぞれの契約者に係る臨時接続送電サービス料金とあわせて，33（料金の算定）⑿にもとづき料金の調整を行なうために，１供給地点につき，１臨時接続送電サービスを適用したときの臨時接続送電サービス料金を算定いたします。

イ　低圧で供給する場合

⑴　電灯臨時定額接続送電サービス

a　適　用　範　囲

契約者が電灯または小型機器を使用する需要者に供給する場合で，その総容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，各契約負荷設備ごとに別表４〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）が３キロボルトアンペア以下であるときに適用いたします。

b　供給電気方式および供給電圧

供給電気方式および供給電圧は，交流単相２線式標準電圧100ボルトまたは交流単相３線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトといたします。ただし，技術上やむをえない場合には，交流単相２線式標準電圧200ボルトまたは交流３相３線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

c　臨時接続送電サービス料金

臨時接続送電サービス料金は，契約負荷設備の総容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，各契約負荷設備ごとに別表４〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）によって１日につき次のとおりといたします。ただし，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴イによって算定された離島平均燃料価格が別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴へによって算定され

た離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴イによって算定された離島平均燃料価格が別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

総容量が50ボルトアンペアまでの場合	３円４７銭
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	６円９３銭
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	６円９３銭
総容量が500ボルトアンペアをこえ１キロボルトアンペアまでの場合	６９円３４銭
総容量が１キロボルトアンペアをこえ３キロボルトアンペアまでの場合１キロボルトアンペアまでごとに	６９円３４銭

⑵ 電灯臨時接続送電サービス

a 適 用 範 囲

契約者が電灯または小型機器を使用する需要者に供給する場合で，次のいずれにも該当するときに適用いたします。

⑷ 臨時接続送電サービス契約容量を定める場合は，臨時接続送電サービス契約容量が原則として50キロボルトアンペア未満であること。

⑸ 電灯臨時定額接続送電サービスを適用できないこと。

b 供給電気方式および供給電圧

供給電気方式および供給電圧は，交流単相２線式標準電圧100ボルトまたは交流単相３線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトといたします。ただし，技術上やむをえない場合には，交流単相２線式標準電圧200ボルトまたは交流３相３線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

c　臨時接続送電サービス料金

臨時接続送電サービス料金は，基本料金および電力量料金の合計といたします。ただし，電力量料金は，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴イによって算定された離島平均燃料価格が別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴イによって算定された離島平均燃料価格が別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

⒜　基　本　料　金

基本料金は，１月につき19（接続送電サービス）⑶イ(ﾛ)ｃ⒜ⅱにおいて適用される該当基本料金率の10パーセントを割増ししたものを適用いたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。

⒝　電 力 量 料 金

電力量料金は，その１月の接続供給電力量によって算定することとし，19（接続送電サービス）⑶イ(ﾛ)ｃ⒝において適用される該当電力量料金率の10パーセントを割増ししたものを適用いたします。

⑹　動力臨時定額接続送電サービス

a　適　用　範　囲

契約者が動力を使用する需要者に供給する場合で，臨時接続送電サービス契約電力が５キロワット以下であるときに適用いたし

ます。

b　供給電気方式および供給電圧

供給電気方式および供給電圧は，交流３相３線式標準電圧200ボルトといたします。ただし，技術上やむをえない場合には，交流単相２線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相３線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとすることがあります。

c　臨時接続送電サービス料金

臨時接続送電サービス料金は，次のとおりといたします。ただし，臨時接続送電サービス契約電力が0.5キロワットの場合の臨時接続送電サービス料金は，臨時接続送電サービス契約電力が１キロワットの場合の該当料金の半額といたします。また，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴イによって算定された離島平均燃料価格が別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴イによって算定された離島平均燃料価格が別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

臨時接続送電サービス契約電力１キロワット１日につき	９３円８６銭

d　そ　の　他

当社が適当と認める場合には，動力臨時接続送電サービスを適用することがあります。

㈡　動力臨時接続送電サービス

a　適　用　範　囲

契約者が動力を使用する需要者に供給する場合で，臨時接続送電サービス契約電力が原則として５キロワットをこえ，50キロワット未満であるときに適用いたします。

b　供給電気方式および供給電圧

供給電気方式および供給電圧は，交流３相３線式標準電圧200ボルトといたします。ただし，技術上やむをえない場合には，交流単相２線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相３線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとすることがあります。

c　臨時接続送電サービス料金

臨時接続送電サービス料金は，基本料金および電力量料金の合計といたします。ただし，電力量料金は，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴イによって算定された離島平均燃料価格が別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴イによって算定された離島平均燃料価格が別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

⑷　基　本　料　金

基本料金は，１月につき19（接続送電サービス）⑶イ㈱ｃ⑷ⅱにおいて適用される該当基本料金率の20パーセントを割増し

したものを適用いたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。

(b) 電 力 量 料 金

電力量料金は，その１月の接続供給電力量によって算定することとし，19（接続送電サービス）(3)イ(ホ)ｃ(b)において適用される該当電力量料金率の20パーセントを割増ししたものを適用いたします。

ロ　高圧で供給する場合

臨時接続送電サービスの種別は，高圧臨時接続送電サービスといたします。

(イ) 適　用　範　囲

臨時接続送電サービス契約電力（分割接続供給の場合は，１供給地点につき，１臨時接続送電サービスを適用したときの臨時接続送電サービス契約電力といたします。）が原則として50キロワット以上であり，かつ，2,000キロワット未満である場合に適用いたします。

(ロ) 供給電気方式および供給電圧

供給電気方式および供給電圧は，交流３相３線式標準電圧6,000ボルトといたします。

(ハ) 臨時接続送電サービス料金

臨時接続送電サービス料金は，基本料金および電力量料金の合計といたします。ただし，基本料金は，ニによって力率割引または割増しをする場合は，力率割引または割増しをしたものといたします。また，電力量料金は，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表５（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された

離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴イによって算定された離島平均燃料価格が別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

ａ　基　本　料　金

基本料金は，１月につき19（接続送電サービス）⑶ロ(ｲ)ｃ(a)において適用される該当基本料金率の20パーセントを割増ししたものを適用いたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。また，当社が分割接続供給を行なう供給地点において，33（料金の算定）⑿にもとづき料金の調整を行なうために算定する，１供給地点につき，１臨時接続送電サービスを適用した場合の臨時接続送電サービスの基本料金は，双方の契約者がまったく電気を使用しないときに限り，半額といたします。

ｂ　電 力 量 料 金

電力量料金は，その１月の接続供給電力量によって算定することとし，19（接続送電サービス）⑶ロ(ｲ)ｃ(b)において適用される該当電力量料金率の20パーセントを割増ししたものを適用いたします。

ハ　特別高圧で供給する場合

臨時接続送電サービスの種別は，特別高圧臨時接続送電サービスといたします。

⑴　適　用　範　囲

臨時接続送電サービス契約電力（分割接続供給の場合は，１供給地点につき，１臨時接続送電サービスを適用したときの臨時接続送

電サービス契約電力といたします。）が原則として2,000キロワット以上である場合に適用いたします。

⑵　供給電気方式および供給電圧

供給電気方式は，交流３相３線式とし，供給電圧は，臨時接続送電サービス契約電力（分割接続供給の場合は，１供給地点につき，１臨時接続送電サービスを適用したときの臨時接続送電サービス契約電力といたします。）に応じて次のとおりといたします。

臨時接続送電サービス契約電力10,000キロワット未満	標準電圧 20,000ボルト
臨時接続送電サービス契約電力10,000キロワット以上50,000キロワット未満	標準電圧 60,000ボルト
臨時接続送電サービス契約電力50,000キロワット以上	標準電圧100,000ボルト

⑶　臨時接続送電サービス料金

臨時接続送電サービス料金は，基本料金および電力量料金の合計といたします。ただし，基本料金は，ニによって力率割引または割増しをする場合は，力率割引または割増しをしたものといたします。また，電力量料金は，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴イによって算定された離島平均燃料価格が別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴イによって算定された離島平均燃料価格が別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

ａ　基　本　料　金

基本料金は，１月につき19（接続送電サービス）⑶ハ(ｲ)ｃ(a)において適用される該当基本料金率の20パーセントを割増ししたものを適用いたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。また，当社が分割接続供給を行なう供給地点において，33（料金の算定）⑿にもとづき料金の調整を行なうために算定する，１供給地点につき，１臨時接続送電サービスを適用した場合の臨時接続送電サービスの基本料金は，双方の契約者がまったく電気を使用しないときに限り，半額といたします。

ｂ　電 力 量 料 金

電力量料金は，その１月の接続供給電力量によって算定することとし，19（接続送電サービス）⑶ハ(ｲ)ｃ(b)において適用される該当電力量料金率の20パーセントを割増ししたものを適用いたします。

ニ　力率割引および割増し

高圧または特別高圧で供給する場合の力率割引および割増しは，19（接続送電サービス）⑶ニに準じて適用いたします。

ホ　そ　　の　　他

臨時接続送電サービス料金の計算における合計金額の単位は，１円とし，その端数は，切り捨てます。

⑷　そ　　の　　他

イ　当社は，原則として供給設備を常置いたしません。

ロ　契約使用期間満了後さらに継続して臨時接続送電サービスを利用することを希望される場合で，契約使用期間満了の日の翌日から新たに定める契約使用期間満了の日までが１年未満となるときは，臨時接続送電サービスを適用いたします。

ハ　その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，19（接続

送電サービス）に準ずるものといたします。ただし，19（接続送電サービス）⑷は，適用いたしません。

21　予備送電サービス

⑴　適　用　範　囲

高圧または特別高圧で受電または供給する場合で，19（接続送電サービス）を利用される契約者または発電契約者が受電地点および供給地点ごとに予備電線路の利用を希望される次の場合に適用いたします。

イ　予備送電サービスＡ

常時利用変電所から常時利用と同位の電圧で利用する場合

ロ　予備送電サービスＢ

常時利用変電所以外の変電所を利用する場合または常時利用変電所から常時利用と異なった電圧（高圧または特別高圧に限ります。）で利用する場合

⑵　予備送電サービス契約電力

予備送電サービス契約電力は，受電地点については当該受電地点における契約受電電力の値，供給地点については当該供給地点における接続送電サービス契約電力の値（需要者の発電設備の検査，補修または事故により生じた不足電力の補給にあてるための電気の供給を行なう場合は，原則として，当該不足電力の補給の供給分の値を除きます。）とし，受電地点および供給地点ごとに定めます。ただし，契約者または発電契約者に特別の事情がある場合で，契約者または発電契約者が契約受電電力または接続送電サービス契約電力の値と異なる予備送電サービス契約電力を希望されるときの予備送電サービス契約電力は，発電場所における発電設備等の出力および負荷の実情ならびに需要場所における１年間を通じての最大の負荷等負荷の実情に応じて，契約者または発電契約者と当社との協議により，受電地点および供給地点ごとに定めます。この場

合の予備送電サービス契約電力は，原則として50キロワットを下回らないものといたします。

⑶　予備送電サービス料金

予備送電サービス料金は，供給地点ごとに，予備送電サービスの利用の有無にかかわらず，１月につき次のとおりといたします。

なお，供給地点における予備送電サービスによって使用した電気の電力量は，接続送電サービスによって使用した電気の電力量とみなします。

また，特別高圧で常時利用される供給地点で，高圧で予備送電サービスを利用される場合には，予備送電サービスの供給電圧は，常時利用される電圧と同位の電圧とみなします。この場合，予備送電サービス契約電力および予備送電サービスによって使用した電気の電力量は，予備送電サービス料金および接続送電サービス料金の算定上，常時利用される電圧と同位の電圧にするための損失補正率で修正したものといたします。

イ　予備送電サービスＡ

予備送電サービス契約電力１キロワットにつき	高圧で供給する場合	８４円６６銭
	特別高圧で供給する場合	６７円００銭

ロ　予備送電サービスＢ

予備送電サービス契約電力１キロワットにつき	高圧で供給する場合	１０９円００銭
	特別高圧で供給する場合	１０７円５０銭

⑷　力率割引および割増し

力率割引および割増しはいたしません。ただし，19（接続送電サービス）⑶ニの力率割引および割増しの適用上，供給地点における予備送電サービスによって使用した電気の電力量は，原則として接続送電サービスによって使用した電気の電力量とみなします。

⑸　そ　　の　　他

イ　予備送電サービス料金の計算における合計金額の単位は，１円とし，その端数は，切り捨てます。

ロ　受電地点の予備送電サービスは，他の発電量調整供給契約等と共用することができます。

ハ　契約者または発電契約者が希望される場合は，１受電地点または１供給地点ごとに予備送電サービスＡと予備送電サービスＢとをあわせて利用することができます。

ニ　その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，接続供給の場合は，19（接続送電サービス）に準ずるものといたします。

ホ　当社が分割接続供給を行なう供給地点において，予備電線路の利用を希望される場合は，原則として，それぞれの契約者が適用している接続送電サービスごとに予備送電サービスを適用するものとし，それぞれの契約者に係る予備送電サービスの取扱いは，⑴，⑵，⑶，⑷，⑸イ，⑸ロ，⑸ハおよび⑸ニに準ずるものといたします。また，この場合は，33（料金の算定）⒀にもとづき料金の調整を行なうために，１供給地点につき，１予備送電サービスを適用したときの予備送電サービス料金をあわせて算定するものとし，当該予備送電サービスの取扱いは，⑴，⑵，⑶，⑷，⑸イ，⑸ロ，⑸ハおよび⑸ニに準ずるものといたします。

22　系統連系受電サービス

⑴　適　用　範　囲

小売電気事業，当社以外の一般送配電事業，特定送配電事業または自己等への電気の供給の用に供するために当社が受電する電気に適用いたします。ただし，当社との特定契約に係る電気には適用いたしません。

⑵　系統連系受電課金対象電力

各月の系統連系受電課金対象電力は，次によって受電地点ごとに，発電バランシンググループごとに定めます。

イ　発電場所が１発電バランシンググループに属している場合

(イ)　発電設備等に係る供給地点において電灯定額接続送電サービスが適用されている場合

系統連系受電課金対象電力は，同時最大受電電力といたします。

(ロ)　(イ)以外の場合

系統連系受電課金対象電力は，同時最大受電電力から発電設備等に係る供給地点におけるその１月の接続送電サービス契約電力（発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は，１接続送電サービスを適用したときのその１月の接続送電サービス契約電力といたします。）を差し引いた値といたします。ただし，差し引いた値が零を下回る場合の系統連系受電課金対象電力は，零といたします。

ロ　発電場所が複数の発電バランシンググループに属している場合

(イ)　発電設備等に係る供給地点において電灯定額接続送電サービスが適用されている場合

発電バランシンググループごとの系統連系受電課金対象電力は，同時最大受電電力を契約受電電力の比であん分してえた値といたします。

(ロ)　(イ)以外の場合

発電バランシンググループごとの系統連系受電課金対象電力は，同時最大受電電力を契約受電電力の比であん分してえた値から，発電設備等に係る供給地点のその１月の接続送電サービス契約電力（発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は，１接続送電サービスを適用したときのその１月の接続送電サービス契約電力といたします。）を契約受電電力の比であん分し

てえた値を差し引いた値といたします。ただし，差し引いた値が零を下回る場合の系統連系受電課金対象電力は，零といたします。

ハ　イおよびロにおいて，系統連系受電課金対象電力の算定上，次のものについても接続送電サービス契約電力１キロワットとみなします。

㈠　臨時接続送電サービス契約電力（発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は，１臨時接続送電サービスを適用したときの臨時接続送電サービス契約電力といたします。）

１キロワット

㈡　接続送電サービス契約電流または臨時接続送電サービス契約電流

10アンペア

ただし，接続送電サービス契約電流が５アンペアの場合は，0.5キロワットとみなし，15アンペアの場合は，1.5キロワットとみなします。

㈢　接続送電サービス契約容量または臨時接続送電サービス契約容量

１キロボルトアンペア

㈣　電灯臨時定額接続送電サービスにおける契約負荷設備の総容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，各契約負荷設備ごとに別表４〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）１キロボルトアンペア

ただし，電灯臨時定額接続送電サービスにおける契約負荷設備の総容量の端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。

㈤　附則３（揚水発電設備等が設置された需要場所に接続供給を行なう場合の特別措置）の適用を受けている場合の接続供給課金対象電力（揚水発電設備または蓄電池〔以下「揚水発電設備等」といいます。〕に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は，１接続送電サービスまたは１臨時接続送電サービスを適用したときの接続供給課金対象電力といたします。）１キロワット

⑶　系統連系受電サービス料金

系統連系受電サービス料金は，受電地点ごとに，発電バランシンググループごとに算定された基本料金および電力量料金の合計から系統設備効率化割引額を差し引いたものといたします。

イ　基　本　料　金

基本料金は，１月につき次のとおりといたします。ただし，まったく発電または放電しない場合（他の発電量調整供給契約等と同一計量する場合等は，その１月のすべての発電量調整供給等に係る発電量調整受電電力量等が零であるときに限ります。）の基本料金は，半額といたします。

系統連系受電課金対象電力１キロワットにつき	８５円１０銭

ロ　電　力　量　料　金

電力量料金は，その１月の発電量調整受電電力量によって算定いたします。

１キロワット時につき	２３銭

ハ　系統設備効率化割引

系統設備効率化割引は，基幹系統設備効率化および送電ロス削減割引（以下「系統設備効率化割引Ａ」といいます。）および特別高圧系統設備効率化割引（以下「系統設備効率化割引Ｂ」といいます。）とし，受電地点ごとに，発電バランシンググループごとに，次により算定いたします。

⑴　適　　用

ａ　系統設備効率化割引Ａ

受電地点について当社が選定した変電所等（以下「連系変電所

等」といいます。）が割引対象変電所等（別表２〔系統設備効率化割引の対象変電所等〕⑴に定める割引区分Ａ－１，Ａ－２またはＡ－３に該当する変電所等といたします。）の場合に適用いたします。

なお，連系変電所等は，あらかじめ発電者にお知らせいたします。

ｂ　系統設備効率化割引Ｂ

低圧または高圧で受電する場合で，連系変電所等が割引対象変電所等（別表２〔系統設備効率化割引の対象変電所等〕⑴に定める割引区分Ｂ－１またはＢ－２に該当する変電所等といたします。）のときに適用いたします。

なお，連系変電所等は，あらかじめ発電者にお知らせいたします。

㈡　系統設備効率化割引単価

系統設備効率化割引単価は，ａの系統設備効率化割引Ａ単価およびｂの系統設備効率化割引Ｂ単価を合計した値といたします。

ａ　系統設備効率化割引Ａ単価

系統設備効率化割引Ａに係る単価とし，１月につき次のとおりといたします。

㈠　受電電圧が標準電圧100,000ボルトをこえる場合

	連系変電所等	単　価
系統連系受電課金対象電力１キロワットにつき	別表２（系統設備効率化割引の対象変電所等）⑴の割引区分Ａ－１の場合	３８円５６銭
	別表２（系統設備効率化割引の対象変電所等）⑴の割引区分Ａ－２の場合	７円９３銭
	別表２（系統設備効率化割引の対象変電所等）⑴の割引区分Ａ－３の場合	３円９７銭

(b) (a)以外の場合

	連系変電所等	単　価
系統連系受電課金対象電力１キロワットにつき	別表２（系統設備効率化割引の対象変電所等）(1)の割引区分Ａ－１の場合	３８円５６銭
	別表２（系統設備効率化割引の対象変電所等）(1)の割引区分Ａ－２の場合	１５円８６銭
	別表２（系統設備効率化割引の対象変電所等）(1)の割引区分Ａ－３の場合	７円９３銭

ｂ　系統設備効率化割引Ｂ単価

系統設備効率化割引Ｂに係る単価とし，１月につき次のとおりといたします。

	連系変電所等	単　価
系統連系受電課金対象電力１キロワットにつき	別表２（系統設備効率化割引の対象変電所等）(1)の割引区分Ｂ－１の場合	３９円７４銭
	別表２（系統設備効率化割引の対象変電所等）(1)の割引区分Ｂ－２の場合	１６円３６銭

(ハ)　系統設備効率化割引額

系統設備効率化割引額は，(2)の系統連系受電課金対象電力に(ロ)の系統設備効率化割引単価を乗じてえた金額といたします。ただし，まったく発電または放電しない場合（他の発電量調整供給契約等と同一計量する場合等は，その１月のすべての発電量調整供給等に係る発電量調整受電電力量等が零であるときに限ります。）の系統設備効率化割引額は，半額といたします。

ニ　そ　の　他

系統連系受電サービス料金の計算における合計金額の単位は，１円とし，その端数は，切り捨てます。

23　発電量調整受電計画差対応電力

(1)　適　　用

発電バランシンググループにおいて，39（給電指令の実施等）⑸または⑹により補給される電気を使用されていないときに適用いたします。

⑵　発電量調整受電計画差対応電力

イ　発電量調整受電計画差対応補給電力

⑴　適　用　範　囲

30分ごとの発電量調整受電電力量が，その30分の発電量調整受電計画電力量を下回る場合に生じた不足電力の補給にあてるための電気に適用いたします。

⑵　発電量調整受電計画差対応補給電力料金

発電量調整受電計画差対応補給電力料金は，30分ごとの発電量調整受電計画差対応補給電力量に⑷の発電量調整受電計画差対応補給電力料金単価を適用してえられる金額のその１月の合計といたします。

⑷　発電量調整受電計画差対応補給電力料金単価

発電量調整受電計画差対応補給電力料金単価は，一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則（以下「託送供給等約款料金算定規則」といいます。）第27条にもとづきインバランス料金として算定される金額に消費税等相当額（消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。）を加えた金額とし，当社が30分ごとに設定するものといたします。

ロ　発電量調整受電計画差対応余剰電力

⑴　適　用　範　囲

30分ごとの発電量調整受電電力量が，その30分の発電量調整受電計画電力量を上回る場合の送電超過分電力について，当社が購入する電気に適用いたします。

⑵　発電量調整受電計画差対応余剰電力料金

発電量調整受電計画差対応余剰電力料金は，30分ごとの発電量調整受電計画差対応余剰電力量に㈠の発電量調整受電計画差対応余剰電力料金単価を適用してえられる金額のその１月の合計といたします。

㈠　発電量調整受電計画差対応余剰電力料金単価

発電量調整受電計画差対応余剰電力料金単価は，託送供給等約款料金算定規則第27条にもとづきインバランス料金として算定される金額に消費税等相当額を加えた金額とし，当社が30分ごとに設定するものといたします。

24　接続対象計画差対応電力

⑴　適　　用

39（給電指令の実施等）⑷により補給される電気を使用されていないときに適用いたします。

⑵　接続対象計画差対応電力

イ　接続対象計画差対応補給電力

㈠　適　用　範　囲

30分ごとの接続対象電力量が，その30分の接続対象計画電力量を上回る場合に生じた不足電力の補給にあてるための電気に適用いたします。

㈡　接続対象計画差対応補給電力料金

接続対象計画差対応補給電力料金は，30分ごとの接続対象計画差対応補給電力量に㈠の接続対象計画差対応補給電力料金単価を適用してえられる金額のその１月の合計といたします。

㈠　接続対象計画差対応補給電力料金単価

接続対象計画差対応補給電力料金単価は，託送供給等約款料金算定規則第27条にもとづきインバランス料金として算定される金額に

消費税等相当額を加えた金額とし，当社が30分ごとに設定するものといたします。

ロ　接続対象計画差対応余剰電力

(ｲ)　適　用　範　囲

30分ごとの接続対象電力量が，その30分の接続対象計画電力量を下回る場合の送電超過分電力について，当社が購入する電気に適用いたします。

(ﾛ)　接続対象計画差対応余剰電力料金

接続対象計画差対応余剰電力料金は，30分ごとの接続対象計画差対応余剰電力量に(ﾊ)の接続対象計画差対応余剰電力料金単価を適用してえられる金額のその１月の合計といたします。

(ﾊ)　接続対象計画差対応余剰電力料金単価

接続対象計画差対応余剰電力料金単価は，託送供給等約款料金算定規則第27条にもとづきインバランス料金として算定される金額に消費税等相当額を加えた金額とし，当社が30分ごとに設定するものといたします。

25　需要抑制量調整受電計画差対応電力

(1)　適　　用

需要抑制バランシンググループに適用いたします。

(2)　需要抑制量調整受電計画差対応電力

イ　需要抑制量調整受電計画差対応補給電力

(ｲ)　適　用　範　囲

30分ごとの需要抑制量調整受電電力量が，その30分の需要抑制量調整受電計画電力量を下回る場合に生じた不足電力の補給にあてるための電気に適用いたします。

(ﾛ)　需要抑制量調整受電計画差対応補給電力料金

需要抑制量調整受電計画差対応補給電力料金は，30分ごとの需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量に㈠の需要抑制量調整受電計画差対応補給電力料金単価を適用してえられる金額のその１月の合計といたします。

㈠　需要抑制量調整受電計画差対応補給電力料金単価

需要抑制量調整受電計画差対応補給電力料金単価は，託送供給等約款料金算定規則第27条にもとづきインバランス料金として算定される金額に消費税等相当額を加えた金額とし，当社が30分ごとに設定するものといたします。

ロ　需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力

㈠　適　用　範　囲

30分ごとの需要抑制量調整受電電力量が，その30分の需要抑制量調整受電計画電力量を上回る場合の抑制超過分電力について，当社が購入する電気に適用いたします。

㈡　需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力料金

需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力料金は，30分ごとの需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量に㈠の需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力料金単価を適用してえられる金額のその１月の合計といたします。

㈠　需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力料金単価

需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力料金単価は，託送供給等約款料金算定規則第27条にもとづきインバランス料金として算定される金額に消費税等相当額を加えた金額とし，当社が30分ごとに設定するものといたします。

26　給電指令時補給電力

⑴　契約者に係る給電指令時補給電力料金

イ　適　用　範　囲

39（給電指令の実施等）⑷により補給される電気を使用されているときに適用いたします。

ロ　給電指令時補給電力料金

給電指令時補給電力料金は，ハに定める30分ごとの給電指令時補給電力量にニの給電指令時補給電力料金単価を適用してえられる金額のその１月の合計といたします。

ハ　給電指令時補給電力量

給電指令時補給電力量は，給電指令等の間，31（電力および電力量の算定）㉒により30分ごとに算定された値といたします。

ニ　給電指令時補給電力料金単価

給電指令時補給電力料金単価は，託送供給等約款料金算定規則第27条にもとづきインバランス料金として算定される金額に消費税等相当額を加えた金額とし，当社が30分ごとに設定するものといたします。

⑵　発電契約者に係る給電指令時補給電力料金

イ　適　用　範　囲

39（給電指令の実施等）⑸または⑹により補給される電気を使用されているときに，補給される電気を使用する発電バランシンググループに適用いたします。

ロ　給電指令時補給電力料金

給電指令時補給電力料金は，ハに定める30分ごとの給電指令時補給電力量にニの給電指令時補給電力料金単価を適用してえられる金額のその１月の合計といたします。

ハ　給電指令時補給電力量

給電指令時補給電力量は，給電指令等の間，31（電力および電力量の算定）⑳により30分ごとに算定された値といたします。

ニ　給電指令時補給電力料金単価

給電指令時補給電力料金単価は，託送供給等約款料金算定規則第27条にもとづきインバランス料金として算定される金額に消費税等相当額を加えた金額とし，当社が30分ごとに設定するものといたします。ただし，39（給電指令の実施等）⑵ホの場合で，当社の電力系統における電気の潮流が系統安定度等にもとづき算定される運用可能な容量を超過し，または超過するおそれがある場合に出力の抑制を実施することを前提として連系を行なった発電設備等（以下「ノンファーム電源」といいます。）に対して出力の抑制を実施したときは，39（給電指令の実施等）⑸により補給される電気を使用されているときの翌日取引を行なうための卸電力取引市場における30分ごとの売買取引の価格（売買取引に係る電力の受渡しが連系設備の送電容量等による制限を受けるものとして当社の供給区域において売買取引を行なうものに限ります。）に消費税等相当額を加えた金額とし，当社が30分ごとに設定するものといたします。また，当社が指定する要件を有する発電設備等またはノンファーム電源以外の発電設備等（以下「ファーム電源」といいます。）であって別途当社と給電指令時補給電力料金に関する契約を締結する設備については，当該契約によるものといたします。

Ⅳ　料金の算定および支払い

27　料金の適用開始の時期

接続供給に係る料金は，当社所定の様式に記載された接続供給の開始日から適用し，発電量調整供給に係る料金は，当社所定の様式に記載された発電量調整供給の開始日から適用し，需要抑制量調整供給に係る料金は，当社所定の様式に記載された需要抑制量調整供給の開始日から適用いたします。ただし，接続供給，発電量調整供給もしくは需要抑制量調整供給の準備着手前に接続供給，発電量調整供給もしくは需要抑制量調整供給の開始延期の申入れがあった場合または契約者，発電契約者，需要抑制契約者，発電者もしくは需要者のいずれの責めともならない理由によって接続供給，発電量調整供給もしくは需要抑制量調整供給が開始されない場合は，あらためて契約者，発電契約者または需要抑制契約者と当社との協議によって定められた接続供給，発電量調整供給または需要抑制量調整供給の開始日から適用いたします。

28　検　　針　　日

検針日は，次により，実際に検針を行なった日または検針を行なったものとされる日といたします。

⑴　検針は，受電地点または供給地点ごとに当社があらかじめお知らせした日（当社が受電地点または供給地点の属する検針区域に応じて定めた毎月一定の日〔以下「検針の基準となる日」といいます。〕および休日等を考慮して定めます。）に，各月ごとに行ないます。

なお，高圧で受電する場合で契約受電電力が500キロワット以上のとき，高圧で供給する場合で19（接続送電サービス）⑵ロによって契約電力を定めるとき，または特別高圧で受電もしくは供給する場合の検針日

は，当社が検針日を定める場合を除き，実際に検針を行なった日にかかわらず，毎月１日といたします。

また，受電地点または供給地点が同一の発電場所または需要場所にある場合の受電地点における検針日と供給地点における検針日は，原則として同一の日といたします。

⑵　発電者または需要者が不在等のため検針できなかった場合は，検針に伺った日に検針を行なったものといたします。

⑶　当社は，やむをえない事情のある場合には，⑴にかかわらず，当社があらかじめお知らせした日以外の日に検針を行なうことがあります。

⑷　当社は，次の場合には，⑴にかかわらず，各月ごとに検針を行なわないことがあります。

なお，当社は，ロの場合は，非常変災等の場合を除き，あらかじめ契約者または発電契約者の承諾をえるものといたします。

イ　契約者または発電契約者が受電地点または供給地点を新たに設定した日から，その直後の受電地点または供給地点の属する検針区域の検針日までの期間が短い場合

ロ　その他特別の事情がある場合

⑸　⑶の場合で，検針を行なったときは，当社があらかじめお知らせした日に検針を行なったものといたします。

⑹　⑷イの場合で，検針を行なわなかったときは，契約者または発電契約者が受電地点または供給地点を新たに設定した日の直後の受電地点または供給地点の属する検針区域の検針日に検針を行なったものといたします。

⑺　⑷ロの場合で，検針を行なわなかったときは，検針を行なわない月については，当社があらかじめお知らせした日に検針を行なったものといたします。

29　料金の算定期間

⑴　送電サービス料金の算定期間は，次によります。

イ　前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間（以下「供給側検針期間」といいます。）といたします。ただし，契約者が供給地点を新たに設定し，または供給地点を消滅させる場合の料金の算定期間は，その供給地点を新たに設定した日から直後の検針日の前日までの期間または直前の検針日から消滅日の前日までの期間といたします。

ロ　高圧または特別高圧で供給する場合で，当社があらかじめ契約者に計量日（接続供給の場合，電力量または最大需要電力等が計量器またはその付属装置に計量値が記録される場合の計量器および計量値が記録される付属装置〔以下「記録型等計量器」といいます。〕に記録される日をいいます。）をお知らせしたときは，イにかかわらず，前月の計量日から当月の計量日の前日までの期間（以下「供給側計量期間」といいます。）といたします。ただし，契約者が供給地点を新たに設定し，または供給地点を消滅させる場合の料金の算定期間は，その供給地点を新たに設定した日から直後の計量日の前日までの期間または直前の計量日から消滅日の前日までの期間といたします。

ハ　定額接続送電サービスの料金または31（電力および電力量の算定）⑵⑺の場合の送電サービス料金の算定期間は，イに準ずるものといたします。この場合，イにいう検針日は，その供給地点の属する検針区域の検針日といたします。ただし，電灯臨時定額接続送電サービスおよび動力臨時定額接続送電サービスの料金の算定期間は，その供給地点を新たに設定した日から翌月の応当日の前日までの期間，または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とすることがあります。

⑵　系統連系受電サービス料金の算定期間は，次によります。

イ　前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間（以下「受電側検針期間」といいます。）といたします。ただし，発電契約者が受電地

点を新たに設定し，または受電地点を消滅させる場合の料金の算定期間は，その受電地点を新たに設定した日から直後の検針日の前日までの期間または直前の検針日から消滅日の前日までの期間といたします。

ロ　高圧または特別高圧で受電する場合で，当社があらかじめ発電契約者および発電者に計量日（発電量調整供給の場合，電力量または最大連系電力等が記録型等計量器に記録される日をいいます。）をお知らせしたときは，イにかかわらず，前月の計量日から当月の計量日の前日までの期間（以下「受電側計量期間」といいます。）といたします。ただし，発電契約者が受電地点を新たに設定し，または受電地点を消滅させる場合の料金の算定期間は，その受電地点を新たに設定した日から直後の計量日の前日までの期間または直前の計量日から消滅日の前日までの期間といたします。

⑶　発電量調整受電計画差対応補給電力料金，発電量調整受電計画差対応余剰電力料金，接続対象計画差対応補給電力料金，接続対象計画差対応余剰電力料金，需要抑制量調整受電計画差対応補給電力料金，需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力料金および給電指令時補給電力料金の算定期間は，毎月１日から当該月末日までの期間といたします。ただし，接続供給，発電量調整供給もしくは需要抑制量調整供給を開始し，または接続供給契約，発電量調整供給契約もしくは需要抑制量調整供給契約が消滅した場合の料金の算定期間は，開始日から開始日の属する月の末日までの期間または契約が消滅した日の属する月の１日から消滅日の前日までの期間（特別の事情がある場合は，契約が消滅した日の属する月の１日から消滅日までの期間といたします。）といたします。

30　計　　量

⑴　当社は，次の場合を除き，発電量調整受電電力量および最大連系電力等は，原則として，受電地点ごとに取り付けた記録型等計量器により受

電電圧と同位の電圧で，接続供給電力量および最大需要電力等は，原則として，供給地点ごとに取り付けた記録型等計量器により供給電圧と同位の電圧で，30分単位で計量いたします。

イ　受電地点において他の発電量調整供給契約等と同一計量する場合は，30分ごとに，受電地点において計量された電力量を原則として38（託送供給等の実施）によりあらかじめ定められたその30分に対する電力量の計画値および仕訳に係る順位にもとづいて仕訳いたします。この場合，31（電力および電力量の算定）の電力および電力量の算定上，仕訳後の電力量を受電地点で計量された電力量とみなします。ただし，発電契約者から発電場所において発電契約者等の負担により，発電契約者等で取り付けた計量器により計量された発電設備等ごとの電力量にもとづく仕訳の申出がある場合で，当社が適当と認めるときは，30分ごとに，受電地点において計量された電力量を当該受電地点における発電設備等ごとの計量器により計量された電力量にもとづいて仕訳することがあります。この場合，仕訳に必要となる発電設備等ごとの電力量は，契約者または発電契約者から当社に通知していただきます。

ロ　分割接続供給の場合の30分ごとの供給地点で計量された電力量は，次により仕訳いたします。この場合，31（電力および電力量の算定）の電力および電力量の算定上，仕訳後の電力量を供給地点で計量された電力量とみなします。

⑴　15（供給および契約の単位）⑵イ⑴により当社が分割接続供給を行なう場合

a　供給地点で計量された電力量が通告電力量を下回る場合

原則として，非需要追随供給者に係る電力量は，供給地点で計量された電力量とし，需要追随供給者に係る電力量は，零といたします。

b　供給地点で計量された電力量が通告電力量と一致または上回る

場合

非需要追随供給者に係る電力量は，通告電力量とし，需要追随供給者に係る電力量は，次の式によります。

需要追随供給者に係る電力量

＝供給地点で計量された電力量－通告電力量

(ﾛ) 15（供給および契約の単位）(2)イ(ﾛ)により当社が分割接続供給を行なう場合

a 供給地点で計量された電力量がベース電力量を下回る場合

原則として，非需要追随供給者に係る電力量は，供給地点で計量された電力量とし，需要追随供給者に係る電力量は，零といたします。

b 供給地点で計量された電力量がベース電力量と一致または上回る場合

非需要追随供給者に係る電力量は，ベース電力量とし，需要追随供給者に係る電力量は，次の式によります。

需要追随供給者に係る電力量

＝供給地点で計量された電力量－ベース電力量

(ﾊ) 15（供給および契約の単位）(2)ロにより当社が分割接続供給を行なう場合

それぞれの契約者の供給時間帯によって仕訳いたします。

ただし，33（料金の算定）(11)または(12)にもとづき料金の調整を行なうために，１供給地点につき，１接続送電サービスまたは１臨時接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービス料金または臨時接続送電サービス料金を算定するときには，31（電力および電力量の算定）の電力および電力量の算定上，仕訳前の電力量を供給地点で計量された電力量といたします。

(2) 受電地点または供給地点ごとの計量の結果は，各月ごとにすみやかに

契約者または発電契約者および発電者にお知らせいたします。

なお，発電者への受電地点の計量の結果のお知らせは，発電契約者を通じて行ないます。

⑶ 技術上，経済上やむをえない場合等特別の事情がある場合は，計量器を取り付けないことがあります。

31 電力および電力量の算定

⑴ 発電量調整受電電力

発電量調整受電電力は，発電量調整供給の場合で，受電地点で計量された電力量の値を２倍した値とし，受電地点ごとに，30分ごとに，算定いたします。

⑵ 発電量調整受電電力量

発電量調整受電電力量は，次のとおりといたします。

イ 発電量調整供給に係る発電設備等が調整電源に該当する場合，受電地点ごとに，30分ごとに，受電地点で計量された電力量といたします。

ロ 発電量調整供給に係る発電設備等が調整電源に該当しない場合，30分ごとに，受電地点で計量された電力量（受電地点が複数ある場合はその合計といたします。）といたします。

ハ 系統連系受電サービスに係る発電量調整受電電力量は，受電地点ごとに，30分ごとに，受電地点で計量された電力量といたします。

また，料金の算定期間の発電量調整受電電力量は，30分ごとの発電量調整受電電力量を，受電地点ごとに，料金の算定期間（ただし，発電契約者が受電地点を消滅させる場合は，直前の検針日から消滅日までの期間といたします。）において合計した値といたします。

⑶ 発電量調整受電計画電力

発電量調整受電計画電力は，⑷の発電量調整受電計画電力量の値を２倍した値とし，30分ごとに算定いたします。

⑷　発電量調整受電計画電力量

発電量調整受電計画電力量は，次のとおりといたします。

イ　発電量調整供給に係る発電設備等が調整電源に該当する場合，受電地点ごとに当社が発電契約者から受電する電気の30分ごとの電力量の計画値で，発電契約者があらかじめ電力広域的運営推進機関を通じて当社に通知する発電計画といたします。ただし，別表11（発電計画・調達計画・販売計画）に定める当日計画の発電計画と調達計画の合計値が30分ごとに販売計画の値と一致しない等の場合は，別表８（発電量調整受電計画電力量，接続対象計画電力量および需要抑制量調整受電計画電力量に関する取扱い）⑴のとおりといたします。

ロ　発電量調整供給に係る発電設備等が調整電源に該当しない場合，受電地点において当社が発電契約者から受電する電気の30分ごとの電力量の計画値（受電地点が複数ある場合はその合計といたします。）で，発電契約者があらかじめ電力広域的運営推進機関を通じて当社に通知する発電計画といたします。ただし，別表11（発電計画・調達計画・販売計画）に定める当日計画の発電計画と調達計画の合計値が30分ごとに販売計画の値と一致しない等の場合は，別表８（発電量調整受電計画電力量，接続対象計画電力量および需要抑制量調整受電計画電力量に関する取扱い）⑴のとおりといたします。

⑸　接続受電電力

接続受電電力は，接続供給の場合で，⑹の接続受電電力量の値を２倍した値とし，30分ごとに算定いたします。

⑹　接続受電電力量

接続受電電力量は，30分ごとの⑿の接続対象計画電力量といたします。

⑺　接続供給電力

接続供給電力は，⑻の接続供給電力量の値を２倍した値とし，供給地点ごとに，30分ごとに，算定いたします。

⑻　接続供給電力量

接続供給電力量は，供給地点ごとに，30分ごとに，供給地点で計量された電力量といたします。ただし，特別高圧で常時利用される供給地点で，高圧で予備送電サービスを利用される場合には，予備送電サービスに係る接続供給電力量は，供給地点で計量された電力量を常時利用される電圧と同位の電圧にするための損失補正率で修正したものといたします。

また，料金の算定期間の接続供給電力量は，30分ごとの接続供給電力量を，供給地点ごとに，料金の算定期間（契約者が供給地点を消滅させる場合は，直前の検針日から消滅日までの期間といたします。）において合計した値といたします。

なお，時間帯別接続送電サービスを適用する場合の料金の算定期間の時間帯別の接続供給電力量は，時間帯ごとに，30分ごとの接続供給電力量を，供給地点ごとに，料金の算定期間（契約者が供給地点を消滅させる場合は，直前の検針日から消滅日までの期間といたします。）において合計した値といたします。ただし，19（接続送電サービス）⑶イ㈠および㈡の場合におけるその１月の夜間時間帯の接続供給電力量は，その１月の接続供給電力量からその１月の昼間時間帯の接続供給電力量を差し引いたものといたします。

⑼　接続対象電力

接続対象電力は，⑽の接続対象電力量の値を２倍した値とし，30分ごとに算定いたします。

⑽　接続対象電力量

接続対象電力量は，30分ごとに，イまたはロによって算定された値（供給地点が複数ある場合はその合計といたします。）といたします。

イ　需要場所が需要抑制バランシンググループに属さない場合または需要場所が需要抑制バランシンググループに属する場合で需要抑制契約

者があらかじめ通知した⑯の需要抑制量調整受電計画電力量が零となるときは，次の式により算定された値といたします。

$$\text{接続供給電力量} \times \frac{1}{1-\text{損失率（32〔損失率〕に定める損失率といたします。）}}$$

ロ　需要抑制契約者があらかじめ通知した⑯の需要抑制量調整受電計画電力量が零を超える場合は，あらかじめ定めた(ｲ)または(ﾛ)により算定された値といたします。

(ｲ)　需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量および需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量の算定方法として，⑭イを適用している場合は，次のａまたはｂによって算定された値

ａ　１ベースラインに係る需要場所を単一とする場合

(a)　当該需要場所に係る供給地点で計量された接続供給電力量を損失率で修正した値が，ベースラインを上回る場合

$$\left\{\text{接続供給電力量} \times \frac{1}{1-\text{損失率(32〔損失率〕に定める損失率といたします。)}}\right\} - \text{需要抑制量調整受電計画電力量}$$

(b)　当該需要場所に係る供給地点で計量された接続供給電力量を損失率で修正した値が，ベースラインと一致またはベースラインを下回り，かつ，ベースラインから需要抑制量調整受電計画電力量を差し引いた値と一致または需要抑制量調整受電計画電力量を差し引いた値を上回る場合

ベースライン－需要抑制量調整受電計画電力量

(c)　当該需要場所に係る供給地点で計量された接続供給電力量を損失率で修正した値が，ベースラインから需要抑制量調整受電計画電力量を差し引いた値を下回る場合

$$\text{接続供給電力量} \times \frac{1}{1-\text{損失率（32〔損失率〕に定める損失率といたします。）}}$$

b　１ベースラインに係る需要場所を複数とする場合

(a)　当該需要場所に係る供給地点で計量された接続供給電力量を損失率で修正した値の合計値が，ベースラインを上回る場合

当該需要場所に係る(d)によって算定された値の合計値

－需要抑制量調整受電計画電力量

(b)　当該需要場所に係る供給地点で計量された接続供給電力量を損失率で修正した値の合計値が，ベースラインと一致またはベースラインを下回り，かつ，ベースラインから需要抑制量調整受電計画電力量を差し引いた値と一致またはベースラインから需要抑制量調整受電計画電力量を差し引いた値を上回る場合

ベースライン－需要抑制量調整受電計画電力量

(c)　当該需要場所に係る供給地点で計量された接続供給電力量を損失率で修正した値の合計値が，ベースラインから需要抑制量調整受電計画電力量を差し引いた値を下回る場合

当該需要場所に係る(d)によって算定された値の合計値

(d)　(a)および(c)にいう(d)によって算定された値とは，次の式により算定された値といたします。

$$\text{接続供給電力量} \times \frac{1}{1-\text{損失率（32〔損失率〕に定める損失率といたします。）}}$$

(ﾛ)　需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量および需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量の算定方法として，(14)ロを適用している場合は，次の式によって算定された値

ベースライン－需要抑制量調整受電計画電力量

(11)　接続対象計画電力

接続対象計画電力は，(12)の接続対象計画電力量の値を２倍した値とし，30分ごとに算定いたします。

(12)　接続対象計画電力量

接続対象計画電力量は，30分ごとの接続対象電力量の計画値（供給地点が複数ある場合はその合計といたします。）で，契約者があらかじめ電力広域的運営推進機関を通じて当社に通知する需要想定値といたします。ただし，別表10（需要計画・調達計画・販売計画）に定める当日計画の需要想定値に対する取引計画（調達計画から販売計画を差し引いたものといたします。）が30分ごとに需要想定値と一致しない等の場合は，別表８（発電量調整受電計画電力量，接続対象計画電力量および需要抑制量調整受電計画電力量に関する取扱い）⑵のとおりといたします。

⒀　需要抑制量調整受電電力

需要抑制量調整受電電力は，⒁の需要抑制量調整受電電力量の値を２倍した値とし，30分ごとに算定いたします。

⒁　需要抑制量調整受電電力量

需要抑制量調整受電電力量は，当社が需要抑制契約者から受電する30分ごとの電力量で，需要場所ごとに，あらかじめ定めたイまたはロによって算定された値といたします。

イ　需要抑制量調整受電計画電力量を上限として，需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量および需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量を算定する場合は，次の式によって算定された値

⑴　当該需要場所に係る供給地点で計量された接続供給電力量を損失率で修正した値（１ベースラインに係る需要場所を複数とする場合は，当該需要場所に係る供給地点で計量された接続供給電力量を損失率で修正した値の合計値といたします。）が，ベースラインを上回る場合

需要抑制量調整受電電力量＝０

⑵　当該需要場所に係る供給地点で計量された接続供給電力量を損失率で修正した値（１ベースラインに係る需要場所を複数とする場合は，当該需要場所に係る供給地点で計量された接続供給電力量を損

失率で修正した値の合計値といたします。）がベースラインと一致またはベースラインを下回り，かつ，ベースラインから需要抑制量調整受電計画電力量を差し引いた値と一致またはベースラインから需要抑制量調整受電計画電力量を差し引いた値を上回る場合

需要抑制量調整受電電力量＝

$$\text{ベースライン}-\left\{\text{接続供給電力量}\times\frac{1}{1-\text{損失率}(32\text{〔損失率〕に定める損失率といたします。})}\right\}$$

(ハ)　当該需要場所に係る供給地点で計量された接続供給電力量を損失率で修正した値（１ベースラインに係る需要場所を複数とする場合は，当該需要場所に係る供給地点で計量された接続供給電力量を損失率で修正した値の合計値といたします。）が，ベースラインから需要抑制量調整受電計画電力量を差し引いた値を下回る場合

需要抑制量調整受電電力量＝需要抑制量調整受電計画電力量

ロ　イ以外の場合は，次の式によって算定された値（１ベースラインに係る需要場所を複数とする場合，ベースラインから差し引く値は，当該需要場所に係る供給地点で計量された接続供給電力量を損失率で修正した値の合計値といたします。）

需要抑制量調整受電電力量＝

$$\text{ベースライン}-\left\{\text{接続供給電力量}\times\frac{1}{1-\text{損失率}(32\text{〔損失率〕に定める損失率といたします。})}\right\}$$

ただし，上式の値が負となる場合，需要抑制量調整受電電力量は零といたします。

(15)　需要抑制量調整受電計画電力

需要抑制量調整受電計画電力は，(16)の需要抑制量調整受電計画電力量の値を２倍した値とし，30分ごとに算定いたします。

(16)　需要抑制量調整受電計画電力量

需要抑制量調整受電計画電力量は，当社が需要抑制契約者から受電す

る電気の30分ごとの電力量の計画値で，需要場所ごとに，需要抑制契約者があらかじめ電力広域的運営推進機関を通じて当社に通知する需要抑制計画値といたします。ただし，１ベースラインに係る需要場所を複数とする場合は，当該ベースラインにもとづく需要抑制量調整受電計画電力量といたします。また，別表12（需要抑制計画・調達計画・販売計画・ベースライン）に定める当日計画の調達計画が30分ごとに販売計画の値と一致しない等の場合は，別表８（発電量調整受電計画電力量，接続対象計画電力量および需要抑制量調整受電計画電力量に関する取扱い）⑶のとおりといたします。

⑰　ベースライン

ベースラインは，需要抑制量調整供給に係る需要抑制を行なわない場合の需要場所に係る供給地点で計量される接続供給電力量を損失率で修正した電力量の計画値で，需要場所ごと（15〔供給および契約の単位〕⑴イまたはロの場合は１接続送電サービスまたは１臨時接続送電サービスごとといたします。）に，需要抑制契約者があらかじめ電力広域的運営推進機関を通じて当社に通知するものといたします。ただし，需要抑制契約者が１ベースラインに係る需要場所を複数とする場合は，当該複数の需要場所に対して１ベースラインといたします。

⑱　最大連系電力等

最大連系電力等は，次のとおりといたします。

イ　低圧で受電する場合

発電量調整受電電力の最大値といたします。

ロ　高圧または特別高圧で受電する場合

30分ごとの連系電力の最大値であって，記録型等計量器により計量される値といたします。

⑲　最大需要電力等

最大需要電力等は，次のとおりといたします。

イ　低圧で供給する場合

接続供給電力の最大値といたします。

ロ　高圧または特別高圧で供給する場合

30分ごとの需要電力の最大値であって，記録型等計量器により計量される値といたします。

なお，当社が分割接続供給を行なう供給地点における，それぞれの契約者に係る最大需要電力等は，次のとおりといたします。

(ｲ)　15（供給および契約の単位）(2)イ(ｲ)により当社が分割接続供給を行なう場合

非需要追随供給者に係る最大需要電力等および需要追随供給者に係る最大需要電力等は，それぞれの契約者に係る接続供給電力の最大値といたします。

(ﾛ)　15（供給および契約の単位）(2)イ(ﾛ)により当社が分割接続供給を行なう場合

a　当該供給地点における最大需要電力等が非需要追随供給者に係る接続送電サービス契約電力または臨時接続送電サービス契約電力と一致または上回る場合

非需要追随供給者に係る最大需要電力等は，当該契約者に係る接続送電サービス契約電力または臨時接続送電サービス契約電力とし，需要追随供給者に係る最大需要電力等は，当該供給地点における最大需要電力等から，非需要追随供給者に係る接続送電サービス契約電力または臨時接続送電サービス契約電力を差し引いた値といたします。

b　当該供給地点における最大需要電力等が非需要追随供給者に係る接続送電サービス契約電力または臨時接続送電サービス契約電力を下回る場合

非需要追随供給者に係る最大需要電力等は，当該供給地点にお

ける最大需要電力等とし，需要追随供給者に係る最大需要電力等は，零といたします。

(ﾊ) 15（供給および契約の単位）(2)ロにより当社が分割接続供給を行なう場合

それぞれの契約者に係る最大需要電力等は，それぞれの契約者に係る接続供給電力の最大値といたします。

(20) 発電量調整受電計画差対応補給電力量

発電量調整受電計画差対応補給電力量は，発電バランシンググループごとにイまたはロによって算定された値の合計といたします。

イ 発電量調整供給に係る発電設備等が調整電源に該当する場合で，(2)イにより計量された30分ごとの発電量調整受電電力量が(4)イにより通知されたその30分における発電量調整受電計画電力量を下回るときに，30分ごとに，次の式により算定された値といたします。ただし，発電量調整受電計画差対応補給電力量の算定上，調整電源の故障等が発生した場合を除き，(2)イにかかわらず，その30分ごとの発電量調整受電計画電力量をその30分ごとの発電量調整受電電力量とみなします。

発電量調整受電計画差対応補給電力量

＝発電量調整受電計画電力量－発電量調整受電電力量

ロ 発電量調整供給に係る発電設備等が調整電源に該当しない場合は，次の(ｲ)，(ﾛ)および(ﾊ)によって算定された値といたします。

(ｲ) (2)ロにより計量された30分ごとの発電量調整受電電力量が(4)ロにより通知されたその30分における発電量調整受電計画電力量を下回る場合に，30分ごとに，次の式により算定された値といたします。

発電量調整受電計画差対応補給電力量

＝発電量調整受電計画電力量－発電量調整受電電力量

(ﾛ) 次の場合で，給電指令時補給を行なったときは，発電量調整受電計画差対応補給電力量の算定上，(2)ロにかかわらず，当該発電設備

等の30分ごとの発電量調整受電計画電力量を当該受電地点における30分ごとの発電量調整受電電力量とみなします。この場合，当該発電設備等の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量の算定上，当該受電地点のみによる発電バランシンググループが設定されているとみなし，その発電量調整受電計画差対応補給電力量は，30分ごとに，次の式により算定された値といたします。

発電量調整受電計画差対応補給電力量

＝発電量調整受電計画電力量－発電量調整受電電力量

a　当社が指定する要件を有する発電設備等であって別途当社と給電指令時補給電力料金に関する契約を締結する設備に対して出力の抑制を実施した場合

b　39（給電指令の実施等）⑵イの場合で，原則として30分ごとの実需給の開始時刻の１時間前以降に発電量調整供給に係る発電設備等に対してあらかじめ当社が指定した送電線１回線，変圧器１台その他の電力設備の単一故障の発生時に保護装置により行なわれるすみやかな発電抑制または発電遮断（以下「Ｎ－１電制」といいます。）を実施したとき。

c　39（給電指令の実施等）⑵ホの場合で，発電量調整供給に係る発電設備等に対して出力の抑制を実施したとき。

d　39（給電指令の実施等）⑵への場合で，ファーム電源に対して出力の抑制を実施したとき。

⑵　次の場合で，給電指令時補給を行なったときは，発電量調整受電計画差対応補給電力量の算定上，⑵ロにかかわらず，当該発電設備等の30分ごとの発電量調整受電計画電力量を当該受電地点における30分ごとの発電量調整受電電力量とみなします。この場合，当該発電設備等の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量の算定上，当該受電地点のみによる発電バランシンググループ

が設定されているとみなし，その発電量調整受電計画差対応補給電力量は，30分ごとに，次により算定された値といたします。

a　39（給電指令の実施等）⑵イ，ロ，ハまたはトの場合の給電指令等および39（給電指令の実施等）⑵ホの場合の給電指令等により，同時に出力の抑制を実施した場合

⑻　発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が，39（給電指令の実施等）⑵ホによる出力抑制対象電力量（39〔給電指令の実施等〕⑵ホの場合の出力の抑制に係る電力量をいいます。）を下回る場合

39（給電指令の実施等）⑵ホによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，次の式により算定された値とし，39（給電指令の実施等）⑵イ，ロ，ハまたはトによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，零といたします。

発電量調整受電計画差対応補給電力量

＝発電量調整受電計画電力量－発電量調整受電電力量

⑹　発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が，39（給電指令の実施等）⑵ホによる出力抑制対象電力量と一致または上回る場合

39（給電指令の実施等）⑵ホによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，39（給電指令の実施等）⑵ホによる出力抑制対象電力量とし，39（給電指令の実施等）⑵イ，ロ，ハまたはトによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，次の式により算定された値といたします。

発電量調整受電計画差対応補給電力量

＝発電量調整受電計画電力量

－39（給電指令の実施等）⑵ホによる出力抑制対象電力量

－発電量調整受電電力量

b　ファーム電源に対して，39（給電指令の実施等）⑵イ，ロ，ハまたはトの場合の給電指令等および39（給電指令の実施等）⑵への場合の給電指令等により，同時に出力の抑制を実施した場合

⒜　発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が，39（給電指令の実施等）⑵への場合による出力抑制対象電力量（39〔給電指令の実施等〕⑵への場合の出力の抑制に係る電力量をいいます。）を下回る場合

39（給電指令の実施等）⑵へによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，次の式により算定された値とし，39（給電指令の実施等）⑵イ，ロ，ハまたはトによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，零といたします。

発電量調整受電計画差対応補給電力量

＝発電量調整受電計画電力量－発電量調整受電電力量

⒝　発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が，39（給電指令の実施等）⑵への場合による出力抑制対象電力量と一致または上回る場合

39（給電指令の実施等）⑵へによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，39（給電指令の実施等）⑵への場合による出力抑制対象電力量とし，39（給電指令の実施等）⑵イ，ロ，ハまたはトによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調

整受電計画差対応補給電力量は，次の式により算定された値といたします。

発電量調整受電計画差対応補給電力量

＝発電量調整受電計画電力量

－39（給電指令の実施等）⑵ヘによる出力抑制対象電力量

－発電量調整受電電力量

c　ノンファーム電源であり，かつ，当社が指定する要件を有する発電設備等であって別途当社と給電指令時補給電力料金に関する契約を締結する設備に対して，39（給電指令の実施等）⑵への場合の給電指令等および39（給電指令の実施等）⑵トの場合の給電指令等により，同時に出力の抑制を実施した場合

⒜　発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が，39（給電指令の実施等）⑵ヘによる出力抑制対象電力量を下回る場合

39（給電指令の実施等）⑵ヘによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，次の式により算定された値とし，39（給電指令の実施等）⑵トによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，零といたします。

発電量調整受電計画差対応補給電力量

＝発電量調整受電計画電力量－発電量調整受電電力量

⒝　発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が，39（給電指令の実施等）⑵ヘによる出力抑制対象電力量と一致または上回る場合

39（給電指令の実施等）⑵ヘによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電

力量は，39（給電指令の実施等）⑵ヘによる出力抑制対象電力量とし，39（給電指令の実施等）⑵トによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，次の式により算定された値といたします。

発電量調整受電計画差対応補給電力量

＝発電量調整受電計画電力量

－39（給電指令の実施等）⑵ヘによる出力抑制対象電力量

－発電量調整受電電力量

d　39（給電指令の実施等）⑵ホの場合の給電指令等および39（給電指令の実施等）⑵への場合の給電指令等により，同時に出力の抑制を実施した場合

⒜　発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が，39（給電指令の実施等）⑵ヘによる出力抑制対象電力量を下回る場合

39（給電指令の実施等）⑵ヘによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，次の式により算定された値とし，39（給電指令の実施等）⑵ホによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，零といたします。

発電量調整受電計画差対応補給電力量

＝発電量調整受電計画電力量－発電量調整受電電力量

⒝　発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が，39（給電指令の実施等）⑵ヘによる出力抑制対象電力量と一致または上回る場合

39（給電指令の実施等）⑵ヘによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電

力量は，39（給電指令の実施等）⑵へによる出力抑制対象電力量とし，39（給電指令の実施等）⑵ホによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，次の式により算定された値といたします。

発電量調整受電計画差対応補給電力量

＝発電量調整受電計画電力量

－39（給電指令の実施等）⑵へによる出力抑制対象電力量

－発電量調整受電電力量

e　39（給電指令の実施等）⑵イ，ロ，ハまたはトの場合の給電指令等，39（給電指令の実施等）⑵ホの場合の給電指令等および39（給電指令の実施等）⑵への場合の給電指令等により，同時に出力の抑制を実施した場合

⒜　発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が，39（給電指令の実施等）⑵へによる出力抑制対象電力量を下回る場合

39（給電指令の実施等）⑵へによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，次の式により算定された値とし，39（給電指令の実施等）⑵イ，ロ，ハまたはトによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給および39（給電指令の実施等）⑵ホによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，零といたします。

発電量調整受電計画差対応補給電力量

＝発電量調整受電計画電力量－発電量調整受電電力量

⒝　発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が，39（給電指令の実施等）⑵へによる出力抑制対象電力量と一致または上回り，かつ，39（給電指令の実施等）⑵

へによる出力抑制対象電力量に39（給電指令の実施等）⑵ホによる出力抑制対象電力量を加えた値を下回る場合

39（給電指令の実施等）⑵へによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，39（給電指令の実施等）⑵へによる出力抑制対象電力量とし，39（給電指令の実施等）⑵ホによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，次の式により算定された値とし，39（給電指令の実施等）⑵イ，ロ，ハまたはトによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，零といたします。

発電量調整受電計画差対応補給電力量

＝発電量調整受電計画電力量

－39（給電指令の実施等）⑵へによる出力抑制対象電力量

－発電量調整受電電力量

⑹　発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が，39（給電指令の実施等）⑵へによる出力抑制対象電力量に39（給電指令の実施等）⑵ホによる出力抑制対象電力量を加えた値と一致または上回る場合

39（給電指令の実施等）⑵ホによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，39（給電指令の実施等）⑵ホによる出力抑制対象電力量とし，39（給電指令の実施等）⑵へによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，39（給電指令の実施等）⑵へによる出力抑制対象電力量とし，39（給電指令の実施等）⑵イ，ロ，ハまたはトによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発

電量調整受電計画差対応補給電力量は，次の式により算定された値といたします。

発電量調整受電計画差対応補給電力量

＝発電量調整受電計画電力量

－39（給電指令の実施等）⑵ホによる出力抑制対象電力量

－39（給電指令の実施等）⑵へによる出力抑制対象電力量

－発電量調整受電電力量

⑵1 発電量調整受電計画差対応余剰電力量

発電量調整受電計画差対応余剰電力量は，発電バランシンググループごとにイまたはロによって算定された値の合計といたします。

イ　発電量調整供給に係る発電設備等が調整電源に該当する場合で，⑵イにより計量された30分ごとの発電量調整受電電力量が⑷イにより通知されたその30分における発電量調整受電計画電力量を上回るときに，30分ごとに，次の式により算定された値といたします。ただし，発電量調整受電計画差対応余剰電力量の算定上，調整電源の故障等が発生した場合を除き，⑵イにかかわらず，その30分ごとの発電量調整受電計画電力量をその30分ごとの発電量調整受電電力量とみなします。

発電量調整受電計画差対応余剰電力量

＝発電量調整受電電力量－発電量調整受電計画電力量

ロ　発電量調整供給に係る発電設備等が調整電源に該当しない場合で，⑵ロにより計量された30分ごとの発電量調整受電電力量が⑷ロにより通知されたその30分における発電量調整受電計画電力量を上回るときに，30分ごとに，次の式により算定された値といたします。ただし，当社が指定する要件を有する発電設備等であって別途当社と給電指令時補給電力料金に関する契約を締結する設備に対して出力の抑制を実施し，給電指令時補給を行なった場合，39（給電指令の実施等）⑵イの場合で，原則として30分ごとの実需給の開始時刻の１時間前以降に

発電量調整供給に係る発電設備等に対してＮ－１電制を実施し，給電指令時補給を行なったとき，39（給電指令の実施等）⑵ホの場合で，発電量調整供給に係る発電設備等に対して出力の抑制を実施し，給電指令時補給を行なったときまたは39（給電指令の実施等）⑵への場合で，ファーム電源に対して出力の抑制を実施し，給電指令時補給を行なったときは，発電量調整受電計画差対応余剰電力量の算定上，⑵ロにかかわらず，当該発電設備等の30分ごとの発電量調整受電計画電力量を当該受電地点における30分ごとの発電量調整受電電力量とみなします。この場合，当該発電設備等の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量の算定上，当該受電地点のみによる発電バランシンググループが設定されているとみなし，その発電量調整受電計画差対応補給電力量の算定は，⑳ロによるものといたします。

発電量調整受電計画差対応余剰電力量

＝発電量調整受電電力量－発電量調整受電計画電力量

㉒　接続対象計画差対応補給電力量

接続対象計画差対応補給電力量は，30分ごとの接続対象電力量がその30分における接続対象計画電力量を上回る場合に，30分ごとに，次の式により算定された値といたします。ただし，接続対象計画差対応補給電力量の算定上，調整負荷の使用に係る調整を行なった場合は，⑻にかかわらず，当該供給地点で計量された30分ごとの電力量に当社または当社の供給区域で事業を営む配電事業者が行なった電気の使用に係る調整にもとづきその30分ごとに算定された値を加えた値を，当該供給地点におけるその30分ごとの接続供給電力量とみなし，接続対象電力量を算定いたします。

接続対象計画差対応補給電力量

＝接続対象電力量－接続対象計画電力量

㉓　接続対象計画差対応余剰電力量

接続対象計画差対応余剰電力量は，30分ごとの接続対象電力量がその30分における接続対象計画電力量を下回る場合に，30分ごとに，次の式により算定された値といたします。ただし，接続対象計画差対応余剰電力量の算定上，調整負荷の使用に係る調整を行なった場合は，⑻にかかわらず，当該供給地点で計量された30分ごとの電力量に当社または当社の供給区域で事業を営む配電事業者が行なった電気の使用に係る調整にもとづきその30分ごとに算定された値を加えた値を，当該供給地点におけるその30分ごとの接続供給電力量とみなし，接続対象電力量を算定いたします。

接続対象計画差対応余剰電力量

＝接続対象計画電力量－接続対象電力量

⑵4　需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量

需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量は，30分ごとの⑭の需要抑制量調整受電電力量がその30分における⑯の需要抑制量調整受電計画電力量を下回る場合に，需要抑制バランシンググループごとに，30分ごとに，次の式により算定された値の合計といたします。ただし，需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量の算定上，調整負荷の使用に係る調整を行なった場合は，⑭イまたはロにかかわらず，当該需要場所に係る接続供給電力量を損失率で修正した値が，ベースラインを上回るとき，またはベースラインを下回り，かつ，ベースラインから需要抑制量調整受電計画電力量を差し引いた値を上回るときは，当該需要場所に係る需要抑制量調整受電計画電力量を当該需要場所に係る需要抑制量調整受電電力量とみなします。

需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量

＝需要抑制量調整受電計画電力量－需要抑制量調整受電電力量

ただし，需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量の算定方法として⑭ロを適用している場合で，30分ごとの⑭の需要抑制量調整受電電力量

が零となるときの上式は，次のとおりといたします。

需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量

＝需要抑制量調整受電計画電力量

$$+\ \frac{\text{接続供給電力量}}{\{1-\text{損失率}(32\text{〔損失率〕に定める損失率といたします。})\}}\ -\text{ベースライン}$$

⑵5　需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量

需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量は，30分ごとの⑵4の需要抑制量調整受電電力量がその30分における⑵6の需要抑制量調整受電計画電力量を上回る場合に，需要抑制バランシンググループごとに，30分ごとに，次の式により算定された値の合計といたします。ただし，需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量の算定上，調整負荷の使用に係る調整を行なった場合は，⑵4ロにかかわらず，当該需要場所に係る接続供給電力量を損失率で修正した値が，ベースラインの値から需要抑制量調整受電計画電力量を差し引いた値を下回るときは，当該需要場所に係る需要抑制量調整受電計画電力量を当該需要場所に係る需要抑制量調整受電電力量とみなします。

需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量

＝需要抑制量調整受電電力量 － 需要抑制量調整受電計画電力量

⑵6　定額接続送電サービスの適用を受ける場合の電力量は，別表９（電力量の協定）を基準として，あらかじめ契約者と当社との協議によって定めます。この場合，協議により定めた値を，供給地点で計量された電力量といたします。

⑵7　定額接続送電サービスの適用を受ける場合を除き，技術上，経済上やむをえない場合等特別の事情がある場合で，計量器を取り付けないときの電力量または最大需要電力等は，別表９（電力量の協定）を基準として，あらかじめ契約者と当社との協議（分割接続供給の場合は，双方の契約者と当社との協議といたします。）によって定めます。この場合，

協議により定めた値を，供給地点で計量された電力量または最大需要電力等といたします。

⑵⑻　28（検針日）⑵または⑷の場合で，検針を行なわなかったときの電力量，最大連系電力等または最大需要電力等は，別表９（電力量の協定）を基準として，契約者または発電契約者と当社との協議（分割接続供給の場合は，双方の契約者と当社との協議といたします。）によって定めます。この場合，協議により定めた値を，受電地点または供給地点で計量された電力量，最大連系電力等または最大需要電力等といたします。

⑵⑼　15（供給および契約の単位）⑴において，１需要場所または１発電場所につき，複数計量をもって託送供給または発電量調整供給を行なう場合で，特別の事情があるときは，その需要場所または発電場所における30分ごとの電力および電力量の算定は，計量器ごとに計量された電力および電力量をそれぞれ30分ごとに合計することがあります。

⑶⑽　その他，電力量の算定を行なうために必要な事項については，あらかじめ契約者，発電契約者または需要抑制契約者と当社との協議（分割接続供給の場合は，双方の契約者と当社との協議といたします。）によって定めます。

⑶⑴　計量器の故障等により電力量，最大連系電力等または最大需要電力等を正しく計量できない場合には，電力量，最大連系電力等または最大需要電力等は，別表９（電力量の協定）を基準として，契約者または発電契約者と当社との協議（分割接続供給の場合は，双方の契約者と当社との協議といたします。）によって定めます。この場合，協議により定めた値を，受電地点または供給地点で計量された電力量，最大連系電力等または最大需要電力等といたします。ただし，その１月の電力量の合計が計量できている場合で，30分ごとの電力量を正しく計量できないときまたは計量情報等を伝送することができないときは，30分ごとの電力量は，原則として，別表９（電力量の協定）⑶を基準として定め，その値

を，受電地点または供給地点で計量された電力量といたします。

32 損　　失　　率

この約款で用いる損失率は，次のとおりといたします。

低圧で供給する場合	８．６パーセント
高圧で供給する場合	３．２パーセント
特別高圧で供給する場合	１．３パーセント

33 料 金 の 算 定

⑴　送電サービス料金，系統連系受電サービス料金，発電量調整受電計画差対応補給電力料金，発電量調整受電計画差対応余剰電力料金，接続対象計画差対応補給電力料金，接続対象計画差対応余剰電力料金，需要抑制量調整受電計画差対応補給電力料金，需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力料金および給電指令時補給電力料金は，次の場合を除き，料金の算定期間を「１月」として算定いたします。

イ　接続供給，発電量調整供給もしくは需要抑制量調整供給を開始し，または接続供給契約，発電量調整供給契約，系統連系受電契約もしくは需要抑制量調整供給契約が消滅した場合

ロ　契約者が供給地点を新たに設定し，供給地点への接続供給を再開し，もしくは停止し，または供給地点を消滅させる場合

ハ　発電契約者が受電地点を新たに設定し，受電地点からの発電量調整供給を再開し，もしくは停止し，または受電地点を消滅させる場合

ニ　接続送電サービスの種別，臨時接続送電サービスの種別，予備送電サービスの種別，接続送電サービス契約電力，接続送電サービス契約電流，接続送電サービス契約容量，臨時接続送電サービス契約電流，

臨時接続送電サービス契約容量，臨時接続送電サービス契約電力，予備送電サービス契約電力，ピークシフト電力，契約受電電力，同時最大受電電力等を変更したことにより，料金に変更があった場合

ホ　29（料金の算定期間）⑴イの場合で，供給側検針期間の日数がその供給側検針期間の始期に対応する検針の基準となる日の属する月の日数に対し，５日を上回り，または下回るとき。

ヘ　29（料金の算定期間）⑴ロの場合で，供給側計量期間の日数がその供給側計量期間の始期に対応する検針の基準となる日の属する月の日数に対し，５日を上回り，または下回るとき。

ト　29（料金の算定期間）⑵イの場合で，受電側検針期間の日数がその受電側検針期間の始期に対応する検針の基準となる日の属する月の日数に対し，５日を上回り，または下回るとき。

チ　29（料金の算定期間）⑵ロの場合で，受電側計量期間の日数がその受電側計量期間の始期に対応する検針の基準となる日の属する月の日数に対し，５日を上回り，または下回るとき。

リ　分割接続供給を開始し，または解消したとき。

⑵　当社は，⑴ロからリまでの場合は，基本料金，定額接続送電サービスの料金，予備送電サービス料金，ピークシフト割引額および系統設備効率化割引額について，次の式により日割計算をいたします。

イ　基本料金，定額接続送電サービスの料金または予備送電サービス料金を日割りする場合

$$\text{１月の該当料金} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{供給側検針期間または受電側検針期間の日数}}$$

ただし，⑴ホ，ヘ，トまたはチに該当する場合は，

$$\text{１月の該当料金} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$$

といたします。

ロ　ピークシフト割引額または系統設備効率化割引額を日割りする場合

$$1\text{月の該当割引額}\times\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{供給側検針期間または受電側検針期間の日数}}$$

ただし，⑴ホ，ヘ，トまたはチに該当する場合は，

$$1\text{月の該当割引額}\times\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$$

といたします。

⑶　⑴ロの場合により日割計算をするときは，日割計算対象日数には契約者が供給地点を新たに設定する日および再開日を含み，停止日および消滅日を除きます。

また，⑴ニの場合により日割計算をするときは，変更後の料金は，変更のあった日から適用いたします。

⑷　⑴ハの場合により日割計算をするときは，日割計算対象日数には発電契約者が受電地点を新たに設定する日および再開日を含み，停止日および消滅日を除きます。

また，⑴ニの場合により日割計算をするときは，変更後の料金は，変更のあった日から適用いたします。

⑸　契約者が供給地点を新たに設定し，もしくは供給地点を消滅させる場合または発電契約者が受電地点を新たに設定し，もしくは受電地点を消滅させる場合の⑵イおよびロにいう供給側検針期間または受電側検針期間の日数は，次のとおりといたします。

イ　供給地点または受電地点を新たに設定した場合

供給地点または受電地点を新たに設定した日の直前のその供給地点または受電地点の属する検針区域の検針日から，その供給地点または受電地点を新たに設定した直後の検針日の前日までの日数といたします。

ロ　供給地点または受電地点を消滅させる場合

消滅日の直前の検針日から，当社が次回の検針日として契約者または発電契約者にあらかじめお知らせした日の前日までの日数といたします。

⑹　定額接続送電サービスの適用を受ける場合または31（電力および電力量の算定）⑵の場合は，契約者が供給地点を新たに設定し，または供給地点を消滅させるときの⑵イおよびロにいう供給側検針期間の日数は，⑸に準ずるものといたします。この場合，⑸にいう検針日は，その供給地点の属する検針区域の検針日とし，当社が次回の検針日として契約者にあらかじめお知らせした日は，消滅日の直後のその供給地点の属する検針区域の検針日といたします。

⑺　29（料金の算定期間）⑴ロまたは29（料金の算定期間）⑵ロの場合は，⑵イおよびロにいう供給側検針期間または受電側検針期間の日数は，供給側計量期間または受電側計量期間の日数といたします。ただし，契約者が供給地点を新たに設定し，もしくは供給地点を消滅させる場合または発電契約者が受電地点を新たに設定し，もしくは受電地点を消滅させる場合の⑵イおよびロにいう供給側検針期間または受電側検針期間の日数は，⑸に準ずるものといたします。この場合，⑸にいう検針日は，計量日といたします。

⑻　契約者が供給地点を新たに設定し，もしくは供給地点を消滅させる場合または発電契約者が受電地点を新たに設定し，もしくは受電地点を消滅させる場合の⑵イおよびロにいう暦日数は，次のとおりといたします。

イ　供給地点または受電地点を新たに設定した場合

その供給地点または受電地点の属する検針区域の検針の基準となる日（その供給地点または受電地点を新たに設定した日が含まれる供給側検針期間または受電側検針期間の始期に対応するものといたします。）の属する月の日数といたします。

ロ　供給地点または受電地点を消滅させる場合

その供給地点または受電地点の属する検針区域の検針の基準となる日（消滅日の前日が含まれる供給側検針期間または受電側検針期間の始期に対応するものといたします。）の属する月の日数といたします。

⑼　高圧または特別高圧で供給する場合で，力率に変更があるときは，次により基本料金を算定いたします。

イ　力率に変更を生ずるような負荷設備の変更等がある場合は，その前後の力率にもとづいて，⑵イにより日割計算をいたします。

ロ　負荷設備の変更等がない場合で，協議によって力率を変更するときは，変更の日を含むその１月から変更後の力率によります。

⑽　供給地点への接続供給または受電地点における発電量調整供給の停止期間中の料金の日割計算を行なう場合は，⑵イおよびロの日割計算対象日数は，停止期間中の日数といたします。この場合，停止期間中の日数には，接続供給または発電量調整供給を停止した日を含み，接続供給または発電量調整供給を再開した日は含みません。また，停止日に接続供給または発電量調整供給を再開する場合は，その日は停止期間中の日数には含みません。

⑾　当社が分割接続供給を行なう供給地点において，それぞれの契約者に係る接続送電サービス料金の合計と，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービス料金との間に差が生ずるときは，次のとおり接続送電サービス料金の調整を行ないます。

イ　15（供給および契約の単位）⑵イにより当社が分割接続供給を行なう場合

⑴　それぞれの契約者に係る接続送電サービス料金の合計額が，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービス料金を上回る場合は，その差額を非需要追随供給者に係る接続送電サービス料金から差し引きます。

⑵　それぞれの契約者に係る接続送電サービス料金の合計額が，１供

給地点につき，１接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービス料金を下回る場合は，その差額を非需要追随供給者に係る接続送電サービス料金に加算いたします。

ロ　15（供給および契約の単位）⑵ロにより当社が分割接続供給を行なう場合

(ｲ)　それぞれの契約者に係る接続送電サービス料金の合計額が，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービス料金を上回る場合は，その差額をあらかじめ定めた契約者に係る接続送電サービス料金から差し引きます。

(ﾛ)　それぞれの契約者に係る接続送電サービス料金の合計額が，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービス料金を下回る場合は，その差額をあらかじめ定めた契約者に係る接続送電サービス料金に加算いたします。

⑿　当社が分割接続供給を行なう供給地点において，それぞれの契約者に係る臨時接続送電サービス料金の合計と，１供給地点につき，１臨時接続送電サービスを適用した場合の臨時接続送電サービス料金との間に差が生ずるときは，⑾に準じて臨時接続送電サービス料金の調整を行ないます。

⒀　当社が分割接続供給を行なう供給地点において，予備送電サービスをあわせて適用し，それぞれの契約者に係る予備送電サービス料金の合計と，１供給地点につき，１予備送電サービスを適用した場合の予備送電サービス料金との間に差が生ずるときは，⑾に準じて予備送電サービス料金の調整を行ないます。

34　支払義務の発生および支払期日

⑴　日程等別料金の支払義務は，18（料金）⑴ロに定める供給側料金算定日に発生いたします。

⑵　系統連系受電サービス料金の支払義務は，18（料金）⑶ロに定める受電側料金算定日に発生いたします。

⑶　発電量調整受電計画差対応補給電力料金，発電量調整受電計画差対応余剰電力料金，接続対象計画差対応補給電力料金，接続対象計画差対応余剰電力料金，需要抑制量調整受電計画差対応補給電力料金，需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力料金および給電指令時補給電力料金の支払義務は，特別の事情がある場合を除き，料金の算定期間の翌々月の第５営業日（営業日は当社が定めます。）に発生いたします。ただし，31（電力および電力量の算定）㉛の場合で，料金の算定期間の翌々月の第５営業日（営業日は当社が定めます。）以降に電力量を協議によって定めた場合は，その日といたします。

⑷　⑴の日程等別料金，⑵の系統連系受電サービス料金または⑶の料金のうち発電量調整受電計画差対応補給電力料金，接続対象計画差対応補給電力料金，需要抑制量調整受電計画差対応補給電力料金もしくは給電指令時補給電力料金は，次の場合を除き，支払義務発生日の翌日から起算して30日目の日（以下「支払期日」といいます。）までに支払っていただきます。ただし，支払義務発生日の翌日から起算して30日目の日が金融機関の休業日の場合の支払期日は翌営業日といたします。

イ　55（解約等）⑴により解約となった場合

ロ　契約者，発電契約者，発電者または需要抑制契約者が振り出し，もしくは引き受けた手形または振り出した小切手について銀行取引停止処分を受ける等支払停止状態に陥った場合

ハ　契約者，発電契約者，発電者または需要抑制契約者が破産，再生，会社更生，特別清算もしくはこれらに類する法的手続きの申立てを受け，または自ら申立てを行なった場合

ニ　契約者，発電契約者，発電者または需要抑制契約者が強制執行または担保権の実行としての競売の申立てを受けた場合

ホ　契約者，発電契約者，発電者または需要抑制契約者が公租公課の滞納処分を受けた場合

ヘ　その他の理由で契約者，発電契約者，発電者または需要抑制契約者に明らかに料金の支払いの延滞が生じるおそれがあると当社が認め，その旨を当社が契約者，発電契約者，発電者または需要抑制契約者に通知した場合

⑸　契約者，発電契約者，発電者または需要抑制契約者が⑷イからへまでのいずれかに該当する場合の支払期日は，次のとおりといたします。

イ　契約者，発電契約者，発電者または需要抑制契約者が⑷イからへまでのいずれかに該当することとなった日までに支払義務が発生した料金で，かつ，当社への支払いがなされていない料金（支払期日を超過していない料金に限ります。）については，契約者，発電契約者，発電者または需要抑制契約者が⑷イからへまでのいずれかに該当することとなった日を支払期日といたします。ただし，契約者，発電契約者，発電者または需要抑制契約者が⑷イからへまでのいずれかに該当することとなった日が支払義務発生日から７日を経過していない料金については，支払義務発生日の翌日から起算して７日目を支払期日といたします。

ロ　契約者，発電契約者，発電者または需要抑制契約者が⑷イからへまでのいずれかに該当することとなった日の翌日以降に支払義務が発生する料金については，支払義務発生日の翌日から起算して７日目を支払期日といたします。

なお，⑷イからホまでのいずれかに該当する場合であっても，一定期間の支払いが遅滞なく行なわれる等，料金の支払状況から支払いの延滞が生じるおそれがないと当社が認めるときは，支払義務発生日の翌日から起算して30日目を支払期日とすることがあります。この場合，当社はその旨を契約者，発電契約者，発電者または需要抑制契約者に

通知いたします。ただし，この通知をした後，料金の支払いの延滞が生じるおそれがあると当社が認める場合は，支払義務発生日の翌日から起算して７日目を支払期日とすることがあります。この場合も当社はその旨を契約者，発電契約者，発電者または需要抑制契約者に通知いたします。

⑹　当社は，⑶の料金のうち発電量調整受電計画差対応余剰電力料金，接続対象計画差対応余剰電力料金または需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力料金を，支払期日までにお支払いいたします。ただし，支払義務発生日の翌日から起算して30日目の日が金融機関の休業日の場合の支払期日は翌営業日といたします。

35　料金その他の支払方法

⑴　契約者の料金その他の支払方法は，次によります。

イ　契約者の料金および工事費負担金その他についてはそのつど，当社が指定した金融機関を通じて払い込み等により契約者から支払っていただきます。

なお，支払いにともなう費用は，契約者の負担といたします。

ロ　イの当社が指定した金融機関を通じた払い込みによる支払いは，契約者がその金融機関に払い込まれたときになされたものといたします。

ハ　料金が支払期日までに支払われない場合には，支払期日の翌日から起算して支払いの日に至るまで，料金から消費税等相当額を差し引いた金額に対して，年10パーセント（閏年の日を含む期間についても，365日当たりの割合といたします。）の延滞利息を契約者から申し受けます。

なお，消費税等相当額の単位は，１円とし，その端数は，切り捨てます。

また，延滞利息は，原則として，契約者が延滞利息の算定の対象と

なる料金を支払われた直後に支払義務が発生する料金とあわせて契約者から支払っていただきます。

ニ　契約者の料金は，支払義務の発生した順序で支払っていただきます。

⑵　発電契約者の料金その他の支払方法は，次によります。

イ　発電契約者の料金については毎月，工事費負担金その他についてはそのつど，当社が指定した金融機関を通じて払い込み等により発電契約者から支払っていただきます。

なお，支払いにともなう費用は，発電契約者の負担といたします。

ロ　イの当社が指定した金融機関を通じた払い込みによる支払いは，発電契約者がその金融機関に払い込まれたときになされたものといたします。

ハ　料金が支払期日までに支払われない場合には，支払期日の翌日から起算して支払いの日に至るまで，料金から消費税等相当額を差し引いた金額に対して，年10パーセント（閏年の日を含む期間についても，365日当たりの割合といたします。）の延滞利息を発電契約者から申し受けます。

なお，消費税等相当額の単位は，１円とし，その端数は，切り捨てます。

また，延滞利息は，原則として，発電契約者が延滞利息の算定の対象となる料金を支払われた直後に支払義務が発生する料金とあわせて発電契約者から支払っていただきます。

ニ　発電契約者の料金は，支払義務の発生した順序で支払っていただきます。

⑶　発電者の料金その他の支払方法は，次によります。

イ　発電者の料金については，ロによって支払われる場合を除き，そのつど，発電者から発電契約者に支払っていただきます。

なお，支払われた料金についてはそのつど，当社が指定した金融機

関を通じて払い込み等により発電契約者から当社へ引き渡していただきます。

また，引き渡しにともなう費用は，発電契約者の負担といたします。

ロ　次の場合には，発電者の料金について，当社が指定した金融機関を通じて払い込み等により発電者から支払っていただきます。

なお，支払いにともなう費用は，発電者の負担といたします。

⑴　発電者が料金を支払期日までに発電契約者に支払われない場合

⑵　発電者の料金が発電契約者と発電者との間の電力受給に関する契約に係る料金を上回る場合で，発電契約者と発電者および発電契約者と当社のそれぞれにおいて合意がなされたとき。

⑶　その他当社が必要と認めた場合

ハ　発電者の料金について，支払いは，次のときになされたものといたします。

⑴　イの場合，発電者から発電契約者に支払われたとき。

⑵　ロの当社が指定した金融機関を通じた払い込みによる場合，発電者がその金融機関に払い込まれたとき。

ニ　料金が支払期日までに支払われない場合には，支払期日の翌日から起算して支払いの日に至るまで，料金から消費税等相当額を差し引いた金額に対して，年10パーセント（閏年の日を含む期間についても，365日当たりの割合といたします。）の延滞利息を発電者から申し受けます。

なお，消費税等相当額の単位は，１円とし，その端数は，切り捨てます。

また，延滞利息は，原則として，発電者が延滞利息の算定の対象となる料金を支払われた直後に支払義務が発生する料金とあわせて発電者から支払っていただきます。

ホ　発電者の料金は，原則として，支払義務の発生した順序で支払って

いただきます。

ヘ　この約款によって支払いを要することとなった発電者の料金，延滞利息および契約超過金以外の債務（保証金，違約金その他この約款から生ずる金銭債務をいいます。）についてはそのつど，当社が指定した金融機関を通じて払い込み等により発電者から支払っていただきます。

なお，支払いにともなう費用は，発電者の負担といたします。

⑷　需要抑制契約者の料金その他の支払方法は，次によります。

イ　需要抑制契約者の料金については毎月，当社が指定した金融機関を通じて払い込み等により需要抑制契約者から支払っていただきます。

なお，支払いにともなう費用は，需要抑制契約者の負担といたします。

ロ　イの当社が指定した金融機関を通じた払い込みによる支払いは，需要抑制契約者がその金融機関に払い込まれたときになされたものといたします。

ハ　料金が支払期日までに支払われない場合には，支払期日の翌日から起算して支払いの日に至るまで，料金から消費税等相当額を差し引いた金額に対して，年10パーセント（閏年の日を含む期間についても，365日当たりの割合といたします。）の延滞利息を需要抑制契約者から申し受けます。

なお，消費税等相当額の単位は，１円とし，その端数は，切り捨てます。

また，延滞利息は，原則として，需要抑制契約者が延滞利息の算定の対象となる料金を支払われた直後に支払義務が発生する料金とあわせて需要抑制契約者から支払っていただきます。

ニ　需要抑制契約者の料金は，支払義務の発生した順序で支払っていただきます。

⑸　当社の料金の支払方法は，次によります。

イ　当社の料金については毎月，契約者，発電契約者または需要抑制契約者が指定する金融機関の銀行口座に払い込み等によってお支払いいたします。

なお，支払いにともなう費用は，当社で負担いたします。

ロ　料金の支払いは，当社がその金融機関に払い込みしたときになされたものといたします。

ハ　当社が料金を支払期日までに支払わない場合，当社は，支払期日の翌日から起算して支払いの日に至るまで，料金から消費税等相当額を差し引いた金額に対して，年10パーセント（閏年の日を含む期間についても，365日当たりの割合といたします。）の延滞利息を契約者，発電契約者または需要抑制契約者にお支払いいたします。

なお，消費税等相当額の単位は，１円とし，その端数は，切り捨てます。

また，延滞利息は，原則として，当社が延滞利息の算定の対象となる料金をお支払いした直後に支払義務が発生する料金とあわせてお支払いいたします。

36　保　　証　　金

⑴　契約者の場合は，次によります。

イ　当社は，次のいずれかに該当する場合で，必要と認められるときには，契約者から，接続供給の開始もしくは再開に先だって，または供給継続の条件として，それぞれ予想月額料金の３月分に相当する金額をこえない範囲で保証金を預けていただきます。

⑴　料金の支払いの延滞があった場合

⑵　30分ごとの接続対象電力量に対する接続対象計画電力量の割合が急激に低下したこと等によって，31（電力および電力量の算定）⑵

によって算定された値が著しく大きい場合または31（電力および電力量の算定）⑵によって算定される値が著しく大きくなることが想定される場合で，接続対象計画電力量が接続対象電力量に比べて著しく不適当と認められ，40（適正契約の保持等）⑶によって当社が使用状態をすみやかに適正なものに修正するよう求めたにもかかわらず，その求めに応じていただけないとき。

⑷　新たに接続供給を開始し，または契約電力等を増加される場合

ロ　契約者は，当社があらかじめ定め，通知した期日までに保証金を預けていただきます。

ハ　保証金の預かり期間は，２年以内といたします。

ニ　当社は，接続供給契約が消滅した場合または支払いの延滞が生じた場合には，保証金を契約者の支払額に充当することがあります。

ホ　当社は，保証金について利息を付しません。

ヘ　当社は，保証金の預かり期間満了前であっても接続供給契約が消滅した場合には，保証金をお返しいたします。ただし，ニにより支払額に充当した場合は，その残額をお返しいたします。

⑵　発電契約者の場合は，次によります。

イ　当社は，料金の支払いの延滞があった発電契約者，または新たに発電量調整供給を開始される発電契約者から，発電量調整供給の開始もしくは再開に先だって，または供給継続の条件として，予想月額料金の３月分に相当する金額をこえない範囲で保証金を預けていただくことがあります。

ロ　保証金の預かり期間は，２年以内といたします。

ハ　当社は，発電量調整供給契約が消滅した場合または支払いの延滞が生じた場合には，保証金を発電契約者の支払額に充当することがあります。

ニ　当社は，保証金について利息を付しません。

ホ　当社は，保証金の預かり期間満了前であっても発電量調整供給契約が消滅した場合には，保証金をお返しいたします。ただし，ハにより支払額に充当した場合は，その残額をお返しいたします。

⑶　発電者の場合は，次によります。

イ　当社は，料金の支払いの延滞があった発電者，新たに受電地点を設定される発電者または同時最大受電電力を増加される発電者から，系統連系受電サービスの開始もしくは再開に先だって，または系統連系受電サービス継続の条件として，予想月額料金の３月分に相当する金額をこえない範囲で保証金を預けていただくことがあります。

ロ　保証金の預かり期間は，２年以内といたします。

ハ　当社は，系統連系受電契約が消滅した場合または支払いの延滞が生じた場合には，保証金を発電者の支払額に充当することがあります。

ニ　当社は，保証金について利息を付しません。

ホ　当社は，保証金の預かり期間満了前であっても系統連系受電契約が消滅した場合には，保証金をお返しいたします。ただし，ハにより支払額に充当した場合は，その残額をお返しいたします。

⑷　需要抑制契約者の場合は，次によります。

イ　当社は，料金の支払いの延滞があった需要抑制契約者，または新たに需要抑制量調整供給を開始される需要抑制契約者から，需要抑制量調整供給の開始もしくは再開に先だって，または供給継続の条件として，予想月額料金の３月分に相当する金額をこえない範囲で保証金を預けていただくことがあります。

ロ　保証金の預かり期間は，２年以内といたします。

ハ　当社は，需要抑制量調整供給契約が消滅した場合または支払いの延滞が生じた場合には，保証金を需要抑制契約者の支払額に充当することがあります。

ニ　当社は，保証金について利息を付しません。

ホ　当社は，保証金の預かり期間満了前であっても需要抑制量調整供給契約が消滅した場合には，保証金をお返しいたします。ただし，ハにより支払額に充当した場合は，その残額をお返しいたします。

37 連　帯　責　任

１接続供給契約において契約者が複数となる場合，接続対象計画差対応補給電力料金，給電指令時補給電力料金等に係る金銭債務および接続供給契約の履行に関する事項（接続送電サービス料金，臨時接続送電サービス料金，予備送電サービス料金，契約超過金，違約金，工事費負担金等に係る金銭債務を除きます。）については，複数の契約者全員が連帯して責任を負うものといたします。

Ⅴ　供　　給

38　託送供給等の実施

⑴　接続供給の場合

イ　電力量については，次のとおりにしていただきます。

(ｲ)　契約者は，別表10（需要計画・調達計画・販売計画）に定める翌日計画および当日計画の需要想定値が30分ごとに接続対象電力量と一致するようにしていただきます。

(ﾛ)　契約者は，別表10（需要計画・調達計画・販売計画）に定める翌日計画および当日計画の需要想定値に対する取引計画（調達計画から販売計画を差し引いたものといたします。）が30分ごとに別表10（需要計画・調達計画・販売計画）に定める翌日計画および当日計画の需要想定値と一致するようにしていただきます。

ロ　契約者は，接続供給の実施に先だち，需要計画，調達計画および販売計画を当社所定の様式により電力広域的運営推進機関を通じて当社に通知していただきます。この場合，当社は，契約者が通知した需要計画，調達計画または販売計画が不適当と認められる場合には，すみやかに適正なものに修正していただきます。

ハ　15（供給および契約の単位）⑵イ(ｲ)により当社が分割接続供給を行なう場合，９（検討および契約の申込み）⑷イ(ﾇ)ｃの契約者は，分割接続供給の実施に先だち，通告電力量を当社所定の様式により電力広域的運営推進機関を通じて当社に通知していただきます。

なお，通知の期限はあらかじめ双方の契約者と当社との協議によって定めます。

また，当社は，契約者が通知した通告電力量が不適当と認められる場合には，すみやかに適正なものに修正していただきます。

ニ　原則として，需要計画，調達計画および販売計画の通知の期限および通知の内容は別表10（需要計画・調達計画・販売計画）のとおりといたします。

ホ　契約者は，当社が系統運用上の必要に応じてニに定める内容以外の計画を求めた場合は，すみやかに，原則として電力広域的運営推進機関を通じて，当社に通知していただきます。

ヘ　契約者がロもしくはホで通知した計画またはハで通知した通告電力量を変更する必要が生じた場合には，すみやかに，原則として電力広域的運営推進機関を通じて，当社に通知していただきます。

ト　当社は，電気の需給状況，供給設備の状況その他によって，契約者から通知された計画の調整を行なうことがあります。

チ　当社は，系統運用上の制約その他によって，低圧で供給する場合を除き，契約者または需要者に給電指令を行なうことがあります。この場合，契約者および需要者は当社の給電指令にしたがっていただきます。

なお，当社は，39（給電指令の実施等）および76（保安等に対する発電者および需要者の協力）⑷に定める事項その他系統運用上必要な事項について，契約者および需要者と別途申合書を必要に応じて作成いたします。

⑵　振替供給の場合

イ　契約者は，当社が系統運用上の必要に応じて当社が指定する計画を求めた場合は，すみやかに，原則として電力広域的運営推進機関を通じて，当社に通知していただきます。

ロ　契約者がイで通知した計画を変更する必要が生じた場合には，すみやかに，原則として電力広域的運営推進機関を通じて，当社に通知していただきます。

ハ　当社は，系統運用上の制約その他によって，契約者に給電指令を行

なうことがあります。この場合，契約者は当社の給電指令にしたがっていただきます。

⑶　発電量調整供給の場合

イ　電力量については，次のとおりにしていただきます。

(ｲ)　発電契約者は，別表11（発電計画・調達計画・販売計画）に定める翌日計画および当日計画の発電計画と調達計画の合計値が30分ごとに販売計画の値と一致するようにしていただきます。

(ﾛ)　発電契約者は，発電量調整受電電力量を，30分ごとに別表11（発電計画・調達計画・販売計画）に定める翌日計画および当日計画の発電計画と一致するようにしていただきます。

ロ　発電契約者は，発電量調整供給の実施に先だち，発電計画，調達計画および販売計画を当社所定の様式により電力広域的運営推進機関を通じて当社に通知していただきます。この場合，当社は，発電契約者が通知した発電計画，調達計画または販売計画が不適当と認められる場合には，すみやかに適正なものに修正していただきます。

ハ　原則として，発電計画，調達計画および販売計画の通知の期限および通知の内容は別表11（発電計画・調達計画・販売計画）のとおりといたします。

ニ　発電契約者は，当社が系統運用上の必要に応じてハに定める内容以外の計画を求めた場合は，すみやかに，原則として電力広域的運営推進機関を通じて，当社に通知していただきます。

ホ　発電契約者は，受電地点において他の発電量調整供給等と同一計量する場合は，発電者と協議のうえ，原則として，ロの発電計画の通知にあわせて，受電地点において計量される電力量の仕訳に係る順位を電力広域的運営推進機関を通じて当社に通知していただきます。

ヘ　発電契約者がロもしくはニで通知した計画またはホで通知した順位を変更する必要が生じた場合には，すみやかに，原則として電力広域

的運営推進機関を通じて，当社に通知していただきます。

なお，発電契約者が希望される場合で，運用方法の基本事項等について当社が確認できるときには，あらかじめ定めた発電場所について，別表11（発電計画・調達計画・販売計画）に定める当日計画を変更するときに限り，発電者を通じてこの変更を行なうことができます。この場合，当社は，あらかじめ発電契約者および発電者と協議のうえ必要な事項について別途申合書を作成いたします。

ト　当社は，供給設備の状況その他によって，発電契約者から通知された計画の調整を行なうことがあります。

チ　当社は，系統運用上の制約その他によって，低圧で受電する場合を除き，発電契約者または発電者に給電指令を行なうことがあります。この場合，発電契約者および発電者は当社の給電指令にしたがっていただきます。

なお，当社は，39（給電指令の実施等）および76（保安等に対する発電者および需要者の協力）⑷に定める事項その他系統運用上必要な事項について，発電契約者および発電者と別途申合書を必要に応じて作成いたします。

⑷　需要抑制量調整供給の場合

イ　電力量については，次のとおりにしていただきます。

⑴　需要抑制契約者は，別表12（需要抑制計画・調達計画・販売計画・ベースライン）に定める翌日計画および当日計画の調達計画が30分ごとに販売計画の値と一致するようにしていただきます。

⑵　需要抑制契約者は，需要抑制量調整受電電力量を，30分ごとに別表12（需要抑制計画・調達計画・販売計画・ベースライン）に定める翌日計画および当日計画の需要抑制計画と一致するようにしていただきます。

ロ　需要抑制契約者は，需要抑制量調整供給の実施に先だち，需要抑制

計画，調達計画，販売計画およびベースラインを当社所定の様式により電力広域的運営推進機関を通じて当社に通知していただきます。この場合，当社は，需要抑制契約者が通知した需要抑制計画，調達計画，販売計画およびベースラインが不適当と認められる場合には，すみやかに適正なものに修正していただきます。

ハ　原則として，需要抑制計画，調達計画，販売計画およびベースラインの通知の期限および通知の内容は別表12（需要抑制計画・調達計画・販売計画・ベースライン）のとおりといたします。

ニ　需要抑制契約者は，当社が系統運用上の必要に応じてハに定める内容以外の計画を求めた場合は，すみやかに，原則として電力広域的運営推進機関を通じて，当社に通知していただきます。

ホ　需要抑制契約者は，需要抑制を行なう需要場所において他の需要抑制量調整供給とあわせて需要抑制を行なう場合は，需要者と協議のうえ，ロの需要抑制計画の通知にあわせて，需要抑制量調整受電電力量の仕訳に係る順位を電力広域的運営推進機関を通じて当社に通知していただきます。

ヘ　需要抑制契約者がロもしくはニで通知した計画またはホで通知した順位を変更する必要が生じた場合には，すみやかに，原則として電力広域的運営推進機関を通じて，当社に通知していただきます。

ト　当社は，供給設備の状況その他によって，需要抑制契約者から通知された計画の調整を行なうことがあります。

39　給電指令の実施等

⑴　当社は，系統運用上の制約その他によって必要な場合には，38（託送供給等の実施）⑶トにかかわらず，発電者に定期検査または定期補修の時期を変更していただくことがあります。

⑵　当社は，低圧で受電または供給する場合を除き，次の場合には，契約

者，発電契約者，発電者または需要者に給電指令を行ない，発電者の発電もしくは放電または需要者の電気の使用を制限し，もしくは中止し，または振替供給もしくは発電量調整供給の全部もしくは一部を中止することがあります。ただし，緊急やむをえない場合は，当社は，給電指令を行なうことなく，発電者の発電もしくは放電または需要者の電気の使用を制限し，もしくは中止し，または振替供給もしくは発電量調整供給の全部もしくは一部を中止することがあります。この場合，当社は，必要に応じて，契約者，発電契約者，発電者または需要者にお知らせいたします。

イ　当社が維持および運用する供給設備に故障が生じ，または故障が生ずるおそれがある場合

ロ　当社が維持および運用する供給設備の点検，修繕，変更その他の工事上やむをえない場合

ハ　系統全体の需要が大きく低下し，調整電源による対策の実施にもかかわらず，原子力発電または水力発電等を抑制する必要が生じた場合

ニ　振替供給の場合，当社の供給区域内の需要に対する電気の供給に支障が生じ，または支障が生ずるおそれがあるとき。

ホ　イおよびロ以外の場合で，送電設備および変電設備で構成される電力系統のうち，当社の供給区域における最上位電圧から二階級の送電設備および変電設備で構成される電力系統ならびに当社が指定した電力系統（以下「基幹系統」といいます。）における電気の潮流が系統安定度等にもとづき算定される運用可能な容量を超過し，または超過するおそれがあり，発電設備等の出力を抑制する必要が生じたとき。

ヘ　イおよびロ以外の場合で，送電設備および変電設備で構成される電力系統のうち，基幹系統および当社以外の一般送配電事業者との会社間連系点に至る供給設備以外の電力系統（以下「ローカル系統」といいます。）における電気の潮流が系統安定度等にもとづき算定される

運用可能な容量を超過し，または超過するおそれがあり，発電設備等の出力を抑制する必要が生じたとき。

ト　その他電気の需給上または保安上必要がある場合

⑶　当社は，低圧で受電または供給する場合で，⑵イ，ロ，ホ，ヘまたはトのときには，発電者の発電もしくは放電または需要者の電気の使用を制限し，もしくは中止し，または振替供給もしくは発電量調整供給の全部もしくは一部を中止することがあります。

なお，この場合には，当社は，あらかじめその旨を広告その他によって発電者または需要者にお知らせいたします。ただし，緊急やむをえない場合は，この限りではありません。

⑷　当社は，接続供給において，受電地点を会社間連系点とする電気に係る振替供給契約にもとづく給電指令等により，原則として30分ごとの実需給の開始時刻の１時間前以降に当該振替供給等の全部または一部が中止された場合（会社間連系点等における電気の潮流が，系統安定度等にもとづき算定される運用可能な容量を超過することにともなう場合に限ります。）は，供給地点における電気の供給に系統運用上の制約がある場合を除き，当該振替供給等の中止の解除までの間，これにより生じた小売電気事業，特定送配電事業または自己等への電気の供給の用に供する電気の不足電力の補給にあてるための電気を供給いたします。

⑸　当社は，発電量調整供給において，⑵イ，ロ，ホ，ヘまたはトの場合で，給電指令等により，原則として30分ごとの実需給の開始時刻の１時間前以降に発電者の発電もしくは放電を制限し，または中止したときは，供給地点における電気の供給に系統運用上の制約がある場合を除き，当該発電もしくは放電の制限または中止の解除までの間，これにより生じた小売電気事業，特定送配電事業または自己等への電気の供給の用に供する電気の不足電力の補給にあてるための電気を供給いたします。ただし，発電量調整供給に係る発電設備等が調整電源に該当する場合（当該

発電設備等に故障等が生じたときを除きます。）は適用いたしません。

⑹　当社は，発電量調整供給において，⑵ハの場合で，給電指令等により，原則として30分ごとの実需給の開始時刻の１時間前以降に発電者の発電もしくは放電を制限し，または中止したときは，当該発電もしくは放電の制限または中止の解除までの間，これにより生じた小売電気事業，特定送配電事業または自己等への電気の供給の用に供する電気の不足電力の補給にあてるための電気を供給いたします。ただし，発電量調整供給に係る発電設備等が調整電源に該当する場合（当該発電設備等に故障等が生じたときを除きます。）は適用いたしません。

⑺　当社は，⑵または⑶によって，発電者の発電もしくは放電または需要者の電気の使用を制限し，または中止した場合，これにともなう料金の減額は行ないません。

⑻　予備送電サービスの使用を制限し，または中止した場合，これにともなう料金の減額は行ないません。

⑼　当社は，⑵イの場合で，発電量調整供給に係る発電設備等に対してＮ－１電制を実施したときは，これにより生じた小売電気事業，特定送配電事業または自己等への電気の供給の用に供する電気の不足電力量（以下「Ｎ－１電制時調達不足電力量」といいます。）の調達に要した費用の実費相当額に，Ｎ－１電制が実施された発電設備等を再度起動するために要した燃料費等の費用の実費を加えた金額から，Ｎ－１電制が実施されなかったとしたときにその発電設備等がＮ－１電制時調達不足電力量を発電または放電するのに要したであろう費用に相当する金額を差し引いた金額について，電力広域的運営推進機関が認める範囲においてＮ－１電制オペレーション費用として発電契約者にお支払いいたします。

40　適正契約の保持等

⑴　当社は，契約者，発電契約者，発電者または需要抑制契約者との接続供給契約，振替供給契約，発電量調整供給契約，系統連系受電契約または需要抑制量調整供給契約が使用状態，発電・放電状態または需要抑制状態に比べて不適当と認められる場合には，その契約をすみやかに適正なものに変更していただきます。

⑵　当社は，発電量調整受電電力が契約受電電力または同時最大受電電力をこえる場合には，その契約受電電力または同時最大受電電力をすみやかに適正なものに変更していただきます。

⑶　当社は，31（電力および電力量の算定）㉒もしくは㉓によって算定された値が著しく大きい場合，31（電力および電力量の算定）⑳イもしくは㉑イによって算定された値が著しく大きい場合，31（電力および電力量の算定）⑳ロもしくは㉑ロによって算定された値が著しく大きい場合（いずれの場合も，給電指令時補給電力量として算定された値を除きます。），31（電力および電力量の算定）㉔もしくは㉕によって算定された値が著しく大きい場合または31（電力および電力量の算定）⑰のベースラインもしくは分割接続供給における通告電力量が著しく不適当と認められる場合等，契約者との接続供給契約に比べて使用状態が不適当と認められる場合，発電契約者との発電量調整供給契約に比べて発電・放電状態が不適当と認められる場合または需要抑制契約者との需要抑制量調整供給契約に比べて需要抑制状態が不適当と認められる場合には，使用状態，発電・放電状態または需要抑制状態をすみやかに適正なものに修正していただきます。

41　契 約 超 過 金

⑴　契約者が接続送電サービス契約電力，臨時接続送電サービス契約電力または予備送電サービス契約電力をこえて電気を使用された場合には，

当社の責めとなる理由による場合を除き，当社は，契約超過電力に接続送電サービスもしくは臨時接続送電サービスの該当基本料金率または予備送電サービスの該当料金率を乗じてえた金額をその１月の力率により割引または割増ししたもの（予備送電サービス契約電力をこえて電気を使用された場合は，力率による割引または割増しをいたしません。）の1.5倍に相当する金額を，契約超過金として契約者から申し受けます。

なお，この場合，契約超過電力とは，その１月の最大需要電力等から接続送電サービス契約電力，臨時接続送電サービス契約電力または予備送電サービス契約電力を差し引いた値といたします。

また，当社が分割接続供給を行なう供給地点において，いずれかの契約者が接続送電サービス契約電力，臨時接続送電サービス契約電力または予備送電サービス契約電力をこえて電気を使用された場合は，それぞれの契約者に係る接続送電サービス，臨時接続送電サービスまたは予備送電サービスにおける契約超過金とあわせて，33（料金の算定）⑾，⑿または⒀にもとづき料金の調整を行なうために，１供給地点につき，１接続送電サービス，１臨時接続送電サービスまたは１予備送電サービスを適用したときの契約超過金を算定し，それぞれの契約者に係る接続送電サービス，臨時接続送電サービスまたは予備送電サービスにおける契約超過金の合計と，１供給地点につき，１接続送電サービス，１臨時接続送電サービスまたは１予備送電サービスを適用した場合における契約超過金との間に差が生ずるときは，33（料金の算定）⑾，⑿または⒀に準じて契約超過金の調整を行ないます。

⑵　発電者が同時最大受電電力をこえて発電または放電された場合には，当社の責めとなる理由による場合を除き，当社は，契約超過受電電力に系統連系受電サービスの基本料金率を乗じてえた金額の1.5倍に相当する金額を，契約超過金として発電者から申し受けます。

なお，この場合，契約超過受電電力は，次によって受電地点ごとに，

発電バランシンググループごとに定めます。

イ　発電場所が１発電バランシンググループに属している場合

㈠　同時最大受電電力が発電設備等に係る供給地点の接続送電サービス契約電力（発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は，１接続送電サービスを適用したときのその１月の接続送電サービス契約電力といたします。）を上回る場合または発電設備等に係る供給地点において電灯定額接続送電サービスが適用されている場合

その１月の最大連系電力等から同時最大受電電力を差し引いた値といたします。

㈡　同時最大受電電力が発電設備等に係る供給地点の接続送電サービス契約電力（発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は，１接続送電サービスを適用したときのその１月の接続送電サービス契約電力といたします。）を下回る場合

その１月の最大連系電力等から発電設備等に係る供給地点の接続送電サービス契約電力（発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は，１接続送電サービスを適用したときのその１月の接続送電サービス契約電力といたします。）を差し引いた値といたします。ただし，差し引いた値が零を下回る場合は，契約超過金を申し受けません。

ロ　発電場所が複数の発電バランシンググループに属している場合

㈠　同時最大受電電力が発電設備等に係る供給地点の接続送電サービス契約電力（発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は，１接続送電サービスを適用したときのその１月の接続送電サービス契約電力といたします。）を上回る場合または発電設備等に係る供給地点において電灯定額接続送電サービスが適用されている場合

発電バランシンググループごとの契約超過受電電力は，その１月の最大連系電力等を契約受電電力の比であん分してえた値から同時最大受電電力を契約受電電力の比であん分してえた値を差し引いた値といたします。

(ﾛ) 同時最大受電電力が発電設備等に係る供給地点の接続送電サービス契約電力（発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は，１接続送電サービスを適用したときのその１月の接続送電サービス契約電力といたします。）を下回る場合

発電バランシンググループごとの契約超過受電電力は，その１月の最大連系電力等を契約受電電力の比であん分してえた値から発電設備等に係る供給地点のその１月の接続送電サービス契約電力（発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は，１接続送電サービスを適用したときのその１月の接続送電サービス契約電力といたします。）を契約受電電力の比であん分してえた値を差し引いた値といたします。ただし，差し引いた値が零を下回る場合は，契約超過金を申し受けません。

ハ　イおよびロにおいて，契約超過受電電力の算定上，次のものについても接続送電サービス契約電力１キロワットとみなします。

(ｲ) 臨時接続送電サービス契約電力（発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は，１臨時接続送電サービスを適用したときの臨時接続送電サービス契約電力といたします。）

１キロワット

(ﾛ) 接続送電サービス契約電流または臨時接続送電サービス契約電流

10アンペア

ただし，接続送電サービス契約電流が５アンペアの場合は，0.5キロワットとみなし，15アンペアの場合は，1.5キロワットとみなします。

㈠　接続送電サービス契約容量または臨時接続送電サービス契約容量
１キロボルトアンペア

㈡　電灯臨時定額接続送電サービスにおける契約負荷設備の総容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，各契約負荷設備ごとに別表４〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）１キロボルトアンペア

ただし，電灯臨時定額接続送電サービスにおける契約負荷設備の総容量の端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。

㈢　附則３（揚水発電設備等が設置された需要場所に接続供給を行なう場合の特別措置）の適用を受けている場合の接続供給課金対象電力（揚水発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は，１接続送電サービスまたは１臨時接続送電サービスを適用したときの接続供給課金対象電力といたします。）１キロワット

⑶　契約超過金の支払期日，支払方法等については，次のとおりといたします。

イ　契約者の場合

契約電力をこえて電気を使用された月の検針日が供給側料金算定日となる日程等別料金（該当する日程等別料金がない場合は，供給側料金算定日が直後の日程等別料金といたします。）の支払期日までに，原則として，その日程等別料金とあわせて支払っていただきます。

なお，契約超過金が支払期日までに支払われない場合には，支払期日の翌日から起算して支払いの日に至るまで，契約超過金から消費税等相当額を差し引いた金額に対して，年10パーセントの延滞利息（閏年の日を含む期間についても，365日当たりの割合といたします。）を申し受けます。

ロ　発電者の場合

同時最大受電電力をこえて発電または放電された月の検針日が受電側料金算定日となる系統連系受電サービス料金（該当する系統連系受電サービス料金がない場合は，受電側料金算定日が直後の系統連系受電サービス料金といたします。）の支払期日までに，原則として，その系統連系受電サービス料金とあわせて支払っていただきます。

なお，契約超過金が支払期日までに支払われない場合には，支払期日の翌日から起算して支払いの日に至るまで，契約超過金から消費税等相当額を差し引いた金額に対して，年10パーセントの延滞利息（閏年の日を含む期間についても，365日当たりの割合といたします。）を申し受けます。

42 力 率 の 保 持

⑴ 低圧で供給する場合

イ 接続供給における供給地点ごとの力率は，原則として，電灯定額接続送電サービス，電灯標準接続送電サービス，電灯時間帯別接続送電サービス，電灯従量接続送電サービス，電灯臨時定額接続送電サービスまたは電灯臨時接続送電サービスの適用を受ける供給地点については90パーセント以上，その他の供給地点については85パーセント以上に保持していただきます。

ロ 進相用コンデンサを取り付ける場合は，それぞれの電気機器ごとに取り付けていただきます。ただし，やむをえない事情によって，２以上の電気機器に対して一括して取り付ける場合は，進相用コンデンサの開放により，軽負荷時の力率が進み力率とならないようにしていただきます。

なお，進相用コンデンサは，別表13（進相用コンデンサ取付容量基準）を基準として取り付けていただきます。

⑵ 高圧または特別高圧で供給する場合

イ　接続供給における供給地点ごとの力率は，原則として，85パーセント以上に保持していただきます。

なお，軽負荷時には進相用コンデンサの開放により，進み力率とならないようにしていただきます。また，契約者の負担で適当な調整装置を需要場所に施設していただくことがあります。

ロ　当社は，技術上必要がある場合には，進相用コンデンサの開閉をお願いすることおよび接続する進相用コンデンサ容量を協議させていただくことがあります。

なお，この場合の当該供給地点の１月の力率は，必要に応じて契約者と当社との協議（分割接続供給の場合は，双方の契約者と当社との協議といたします。）によって定めます。

43　発電場所および需要場所への立入りによる業務の実施

当社は，次の業務を実施するため，発電者の承諾をえて発電者の土地もしくは建物に，または需要者の承諾をえて需要者の土地もしくは建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合（託送供給または発電量調整供給の終了後の立入りとなる場合を含みます。）には，正当な理由がない限り，立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。

なお，発電者または需要者のお求めに応じ，係員は，所定の証明書を提示いたします。

⑴　受電地点に至るまでの当社の供給設備および供給地点に至るまでの当社の供給設備または計量器等発電場所内および需要場所内の当社の電気工作物の設計，施工（取付けおよび取外しを含みます。），改修または検査

⑵　76（保安等に対する発電者および需要者の協力）によって必要な発電者または需要者の電気工作物の検査等の業務

⑶　不正な電気の使用の防止等に必要な，発電者もしくは需要者の電気機

器の試験，契約負荷設備，契約主開閉器もしくはその他電気工作物の確認もしくは検査または発電者もしくは需要者の電気の使用用途の確認

⑷　計量器の検針または計量値の確認

⑸　45（託送供給等の停止），53（契約の廃止）または55（解約等）により必要な処置

⑹　その他この約款によって，接続供給契約，振替供給契約，発電量調整供給契約および系統連系受電契約の成立，変更もしくは終了等に必要な業務または当社の電気工作物に係る保安の確認に必要な業務

44　託送供給等にともなう協力

⑴　発電者または需要者が次の原因等により他者の電気の使用を妨害し，もしくは妨害するおそれがある場合，または当社もしくは他の電気事業者の電気工作物に支障を及ぼし，もしくは支障を及ぼすおそれがある場合（この場合の判定は，その原因となる現象が最も著しいと認められる地点で行ないます。）には，託送供給契約については契約者の，発電量調整供給契約については発電契約者の負担で，必要な調整装置または保護装置を発電場所または需要場所に施設していただくとともに，とくに必要がある場合には，託送供給契約については契約者の，発電量調整供給契約については発電契約者の負担で，当社が供給設備を変更し，または専用供給設備を施設いたします。

イ　負荷等の特性によって各相間の負荷が著しく平衡を欠く場合

ロ　負荷等の特性によって電圧または周波数が著しく変動する場合

ハ　負荷等の特性によって波形に著しいひずみを生ずる場合

ニ　著しい高周波または高調波を発生する場合

ホ　その他イ，ロ，ハまたはニに準ずる場合

⑵　発電者または需要者が発電設備等を当社の供給設備に電気的に接続して使用される場合は，⑴に準じて取り扱います。

なお，この場合の料金その他の連系条件は，別に定める発電設備系統連系サービス要綱によります。

45　託送供給等の停止

⑴　契約者，発電契約者，発電者または需要者が次のいずれかに該当する場合には，当社は，当該託送供給または発電量調整供給を停止することがあります。

イ　契約者，発電契約者，発電者または需要者の責めとなる理由により生じた保安上の危険のため緊急を要する場合

ロ　発電場所内または需要場所内の当社の電気工作物を故意に損傷し，または亡失して，当社に重大な損害を与えた場合

ハ　62（引込線の接続）に反して，当社の電線路または引込線と発電者の電気設備または需要者の電気設備との接続を行なった場合

⑵　契約者，発電契約者，発電者または需要者が次のいずれかに該当し，当社が契約者，発電契約者または発電者にその旨を警告しても改めない場合には，当社は，当該託送供給または発電量調整供給を停止することがあります。

イ　契約者，発電契約者，発電者または需要者の責めとなる理由により保安上の危険がある場合

ロ　電気工作物の改変等によって不正に当社の供給設備を使用，電気を使用または発電もしくは放電された場合

ハ　契約負荷設備以外の負荷設備によって電気を使用された場合

ニ　動力標準接続送電サービス，動力時間帯別接続送電サービス，動力従量接続送電サービス，動力臨時定額接続送電サービスまたは動力臨時接続送電サービスの場合で，変圧器，発電設備等その他を介して，電灯または小型機器を使用されたとき。

ホ　43（発電場所および需要場所への立入りによる業務の実施）に反し

て，当社の係員の立入りによる業務の実施を正当な理由なく拒否された場合

ヘ　44（託送供給等にともなう協力）によって必要となる措置を講じられない場合

⑶　契約者，発電契約者または発電者が次のいずれかに該当し，当社が契約者，発電契約者または発電者にその改善を求めた場合で，40（適正契約の保持等）に定める適正契約への変更および適正な使用状態または発電・放電状態への修正に応じていただけないときには，当社は，当該託送供給または発電量調整供給を停止することがあります。

イ　接続送電サービス契約電力をこえて接続送電サービスを使用される場合

ロ　臨時接続送電サービス契約電力をこえて臨時接続送電サービスを使用される場合

ハ　予備送電サービス契約電力をこえて予備送電サービスを使用される場合

ニ　発電量調整受電電力が契約受電電力または同時最大受電電力をこえる場合

ホ　接続供給電力が接続送電サービス契約電力を継続して下回る場合（従量接続送電サービスの適用を受ける場合に限ります。）

⑷　発電者または需要者がその他この約款に反した場合には，当社は，当該託送供給または発電量調整供給を停止することがあります。

⑸　⑴から⑷によって当該託送供給または発電量調整供給を停止する場合には，当社は，当社の供給設備または発電者もしくは需要者の電気設備において，託送供給または発電量調整供給の停止のための適当な処置を行ないます。

なお，この場合には，必要に応じて発電者および需要者に協力していただきます。

また，停止のための適当な処置を行なう場合には，その旨を文書等により発電者または需要者にお知らせすることがあります。

46　託送供給等の停止の解除

45（託送供給等の停止）によって託送供給または発電量調整供給を停止した場合で，契約者，発電契約者，発電者または需要者がその理由となった事実を解消したときには，当社は，すみやかに当該託送供給または発電量調整供給を再開いたします。

47　託送供給等の停止期間中の料金

45（託送供給等の停止）によって接続供給または発電量調整供給を停止した場合には，その停止期間中については，まったく電気を使用しない場合またはまったく発電もしくは放電しない場合の月額料金を33（料金の算定）により日割計算をして，料金を算定いたします。

48　違　　約　　金

⑴　契約者，発電契約者，発電者または需要者が次のいずれかに該当し，そのために料金の全部または一部の支払いを免れた場合には，当社は，その免れた金額の３倍に相当する金額を，違約金として接続供給契約については契約者から，発電量調整供給契約については発電契約者から，系統連系受電契約については発電者から申し受けます。

イ　１（適用）に定める用途以外の用途に電気を使用された場合

ロ　45（託送供給等の停止）⑵ロ，ハまたはニの場合

⑵　⑴の免れた金額は，この約款に定められた供給条件にもとづいて算定された金額と，不正な使用方法または発電・放電方法にもとづいて算定された金額との差額といたします。

⑶　不正に使用した期間または不正に発電もしくは放電した期間が確認で

きない場合は，６月以内で当社が決定した期間といたします。

49　損害賠償の免責

⑴　11（託送供給等の開始）⑴によってあらかじめ定めた託送供給または電力量調整供給の開始日に託送供給または電力量調整供給を開始できなかった場合には，当社は，契約者，発電契約者，需要抑制契約者，発電者または需要者の受けた損害について賠償の責めを負いません。ただし，当社の責めとなる理由による場合は，この限りではありません。

⑵　39（給電指令の実施等）によって発電者の発電もしくは放電または需要者の電気の使用を制限し，または中止した場合には，当社は，契約者，発電契約者，需要抑制契約者，発電者または需要者の受けた損害について賠償の責めを負いません。ただし，当社の責めとなる理由による場合は，この限りではありません。

⑶　契約者，発電契約者，需要抑制契約者，発電者および需要者が９（検討および契約の申込み）⑻による措置を講じなかったことによって生じた損害については，当社は，その賠償の責めを負いません。

⑷　45（託送供給等の停止）によって託送供給もしくは発電量調整供給を停止した場合または55（解約等）によって接続供給契約，振替供給契約，発電量調整供給契約，系統連系受電契約もしくは需要抑制量調整供給契約を解約した場合には，当社は，契約者，発電契約者，需要抑制契約者，発電者または需要者の受けた損害について賠償の責めを負いません。

⑸　45（託送供給等の停止）によって停止のための適当な処置を行なう旨を文書等により発電者もしくは需要者にお知らせした場合または55（解約等）によって契約者もしくは発電契約者が55（解約等）⑴ロに該当する旨を文書等により発電者もしくは需要者にお知らせした場合には，当社は，契約者，発電契約者，需要抑制契約者，発電者または需要者の受けた損害について賠償の責めを負いません。

⑹ 当社は，その他の事故によって契約者，発電契約者，需要抑制契約者，発電者または需要者の受けた損害について賠償の責めを負いません。ただし，当社の責めとなる理由による場合は，この限りではありません。

50 設 備 の 賠 償

契約者，発電契約者，発電者または需要者が故意または過失によって，発電場所内または需要場所内の当社の電気工作物，電気機器その他の設備を損傷し，または亡失した場合は，その設備について次の金額を託送供給契約については契約者に，発電量調整供給契約については発電契約者に賠償していただきます。

⑴ 修理可能の場合

修　理　費

⑵ 亡失または修理不可能の場合

帳簿価額と取替工費の合計額

Ⅵ　契約の変更および終了

51 契 約 の 変 更

⑴ 接続供給契約，振替供給契約，発電量調整供給契約，系統連系受電契約または需要抑制量調整供給契約の内容に変更が生じる場合は，Ⅱ（契約の申込み）に定める新たに接続供給契約，振替供給契約，発電量調整供給契約，系統連系受電契約または需要抑制量調整供給契約を希望される場合に準じて接続供給契約，振替供給契約，発電量調整供給契約，系統連系受電契約または需要抑制量調整供給契約を変更するものとし，すみやかに当社に変更を申し出ていただきます。

⑵ 低圧で供給する場合で，需要者が小売電気事業者の変更を希望され，契約者が接続供給契約を変更するときの⑴による接続供給契約の変更は，次のとおりといたします。

イ　需要者への電気の供給を廃止される契約者は，あらかじめ当該需要者に係る供給地点への託送供給の廃止希望日を定めて，当社に申し出ていただきます。ただし，廃止申込みがロの開始申込みより先だって行なわれた場合で，当該需要者への電気の供給を新たに開始される契約者からの当該供給地点への託送供給の開始の申込みが廃止希望日の２暦日前から起算して８営業日前の日の１暦日前（記録型等計量器を取り付けている場合は廃止希望日の２暦日前から起算して１営業日前の日の１暦日前といたします。）までに行なわれなかったときには，当社は，当該廃止申込みの承諾を取り消します。

また，廃止日は，当該供給地点への電気の供給を新たに開始される契約者が当社と定めた開始日と同一の日といたします。

ロ　需要者への電気の供給を新たに開始される契約者は，あらかじめ当該需要者に係る供給地点への託送供給の開始希望日を定めて，当社に

申し出ていただきます。この場合，当社は，契約者と協議のうえ開始日を定めます。ただし，開始申込みが廃止申込みより先だって行なわれた場合で，当該需要者への電気の供給を廃止される契約者からの当該供給地点への託送供給の廃止の申込みが開始希望日の２暦日前から起算して８営業日前の日の１暦日前（記録型等計量器を取り付けている場合は廃止希望日の２暦日前から起算して１営業日前の日の１暦日前といたします。）までに行なわれなかったときには，当社は，当該開始申込みの承諾を取り消します。

ハ　イおよびロにおける営業日は，当社が定めるものとし，契約者にお知らせいたします。

⑶　発電量調整供給契約または系統連系受電契約の場合で，当社の供給設備を同一条件で継続して利用されることまたは反復して利用されることが想定されるにもかかわらず，発電契約者から発電設備等の検査，補修，休止等の理由により契約受電電力または同時最大受電電力の減少の申出があるときは，正当な理由がない限り，契約受電電力または同時最大受電電力の減少はできないものといたします。

⑷　分割接続供給の場合で，いずれかの契約者に係る接続供給契約の内容に変更が生ずるときは，あらかじめ双方の契約者で協議のうえ，すみやかに当社に変更を申し出ていただきます。

なお，分割接続供給に係る接続供給契約の開始または変更後１年に満たない場合，９（検討および契約の申込み）⑷イ㈦ａ，ｂおよびｄの事項の変更はできないものといたします。

⑸　需要抑制量調整供給契約の場合で，需要者が電力需給に関する契約等を締結している契約者を変更されたときは，需要抑制契約者からの申出がない場合であっても，当社は，需要者の需要場所に係る需要抑制量調整供給を終了させるための処置を行なうことがあります。

なお，この場合には，当社が当該需要場所に係る需要抑制量調整供給

を終了させるための処置を行なった日に需要抑制量調整供給契約は変更され，または消滅するものといたします。

⑹　混雑緩和希望者提起による系統増強プロセス（以下「混雑緩和プロセス」といいます。）により供給設備の変更を希望される場合で，発電契約者が発電量調整供給契約を変更するときの⑴による発電量調整供給契約の変更は，次のとおりといたします。

イ　事前照会の申込み

⑷　発電契約者は，混雑緩和プロセスの概要検討（以下「概要検討」といいます。）の申込みに先だち，当社所定の様式により，混雑緩和プロセスの事前照会（以下「事前照会」といいます。）の申込みをしていただきます。

⑺　当社は，原則として事前照会の申込みから２月以内に検討結果をお知らせいたします。

ロ　概要検討の申込み

⑷　発電契約者は，混雑緩和プロセス開始の申込みに先だち，当社所定の様式により，イ⑺の検討結果をお知らせした日から２月以内に概要検討の申込みをしていただきます。

⑺　当社は，原則として概要検討の申込みから３月以内に検討結果をお知らせいたします。

⑻　当社は，１受電地点１検討につき22万円を検討料として，概要検討の申込み時に発電契約者から申し受けます。

ハ　混雑緩和プロセス開始の申込み

発電契約者が混雑緩和プロセスを希望される場合で，電力広域的運営推進機関送配電等業務指針に定める混雑緩和プロセスに関する保証金（以下「混雑緩和プロセスに関する保証金」といい，その金額は電力広域的運営推進機関業務規程に定める方法により算定いたします。）を要するときは，混雑緩和プロセスに関する保証金をお支払い

いただき，ロ(ﾛ)の検討結果をお知らせした日から１月以内に混雑緩和プロセス開始の申込みをしていただきます。

なお，発電契約者が追加混雑緩和希望者の募集が開始された混雑緩和プロセスへ参加を希望される場合で，混雑緩和プロセスに関する保証金を要するときは，混雑緩和プロセスに関する保証金をお支払いいただき，募集開始日から２月以内に応募をしていただきます。

また，混雑緩和プロセスにもとづき工事費負担金補償金を定める場合は，当社と工事費負担金の補償に関する契約を締結していただきます。

52 名 義 の 変 更

合併その他の原因によって，新たな契約者，発電契約者，発電者または需要抑制契約者が，それまで託送供給または電力量調整供給を受けていた契約者，発電契約者，発電者または需要抑制契約者の当社に対する接続供給契約もしくは振替供給契約，発電量調整供給契約，系統連系受電契約または需要抑制量調整供給契約についてのすべての権利義務を受け継ぎ，引き続き託送供給または電力量調整供給を希望される場合で，当社が承諾したときには，名義変更の手続きによることができます。この場合には，新たな契約者，発電契約者，発電者または需要抑制契約者は，その旨を当社へ文書により申し出ていただきます。ただし，新たな契約者，発電契約者または発電者が，それまで託送供給を受けていた契約者の当社に対する自己等への電気の供給の用に供するための接続供給契約もしくは振替供給契約，発電量調整供給契約または系統連系受電契約についてのすべての権利義務を受け継ぎ，引き続き当該接続供給契約もしくは当該振替供給契約，当該発電量調整供給契約または当該系統連系受電契約を希望される場合は，８（契約の要件）⑴リに定める要件を満たすことを文書により証明できるときに限り，名義変更の手続きによることができます。

53 契 約 の 廃 止

⑴ 契約者が接続供給契約もしくは振替供給契約を廃止しようとされる場合，発電契約者が発電量調整供給契約を廃止しようとされる場合，発電者が系統連系受電契約を廃止しようとされる場合または需要抑制契約者が需要抑制量調整供給契約を廃止しようとされる場合は，契約者，発電契約者，発電者または需要抑制契約者は，あらかじめその廃止期日を定めて，当社に通知していただきます。この場合，当社は，原則として，契約者または発電契約者から通知された廃止期日に，当社の供給設備または発電者もしくは需要者の電気設備において，託送供給または発電量調整供給を終了させるための適当な処置を行ないます。

なお，この場合には，必要に応じて発電者および需要者に協力をしていただきます。

⑵ 当社の供給設備を継続して利用されることまたは反復して利用されることが想定されるにもかかわらず，発電契約者または発電者から発電設備等の検査，補修，休止等の理由により発電量調整供給契約または系統連系受電契約の廃止の申出がある場合は，正当な理由がない限り，⑴にかかわらず，発電量調整供給契約または系統連系受電契約の廃止はできないものといたします。

⑶ 接続供給契約，振替供給契約，発電量調整供給契約，系統連系受電契約または需要抑制量調整供給契約は，55（解約等）および次の場合を除き，契約者，発電契約者，発電者または需要抑制契約者が当社に通知された廃止期日に消滅いたします。

イ 当社が契約者，発電契約者，発電者または需要抑制契約者の廃止通知を廃止期日の翌日以降に受けた場合は，通知を受けた日に接続供給契約，振替供給契約，発電量調整供給契約，系統連系受電契約または需要抑制量調整供給契約が消滅したものといたします。

ロ 当社の責めとならない理由（非常変災等の場合を除きます。）によ

り託送供給または発電量調整供給を終了させるための処置ができない場合は，接続供給契約，振替供給契約，発電量調整供給契約または系統連系受電契約は，託送供給または発電量調整供給を終了させるための処置が可能となった日に消滅するものといたします。

⑷　分割接続供給の場合で，いずれかの契約者に係る接続供給契約を廃止しようとされるときは，あらかじめ双方の契約者で協議のうえ，⑴に準じて接続供給契約の廃止を通知していただきます。

なお，一方の契約者に係る接続供給契約が廃止された場合，当社は，原則として，他の一方の契約者へ当該供給地点におけるすべての電気について接続供給を行なうことといたします。この場合，当該供給地点においてすべての電気について接続供給を受ける契約者は，51（契約の変更）⑴に準じて接続供給契約を変更していただきます。

⑸　発電量調整供給契約または系統連系受電契約の場合で，発電量調整供給契約または系統連系受電契約を締結している発電場所と同一の場所である需要場所において締結している接続供給契約（発電設備等に係る供給地点の接続供給契約に限ります。）が廃止されたときは，発電契約者または発電者からの申出がない場合であっても，当社は，当該発電場所に係る発電量調整供給を終了させるための処置を行ないます。

なお，この場合には，当社が当該発電場所に係る発電量調整供給を終了させるための処置を行なった日に発電量調整供給契約および系統連系受電契約は変更され，または消滅するものといたします。

⑹　需要抑制量調整供給契約の場合で，需要者が電力需給に関する契約等を締結している契約者が契約を廃止されたときは，需要抑制契約者からの申出がない場合であっても，当社は，需要者の需要場所に係る需要抑制量調整供給を終了させるための処置を行なうことがあります。

なお，この場合には，当社が当該需要場所に係る需要抑制量調整供給を終了させるための処置を行なった日に需要抑制量調整供給契約は変更

され，または消滅するものといたします。

54　供給開始後の契約の消滅または変更にともなう料金および工事費の精算

⑴　次の場合には，当社は，接続供給契約の消滅または変更の日に料金および工事費を契約者に，発電量調整供給契約の消滅または変更の日に料金および工事費を発電契約者に，それぞれ精算していただきます。

なお，この場合は，受電地点または供給地点ごとに精算するものといたします。ただし，分割接続供給の場合は，供給地点に係る接続供給契約ごとに精算するものといたします。

イ　接続供給の場合

⑷　低圧で供給する場合

a　契約者が接続送電サービス契約電力，接続送電サービス契約電流または接続送電サービス契約容量を新たに設定し，または増加された後１年に満たないでこれを消滅させる場合は，それまでの期間の接続送電サービス料金について，さかのぼって，新たに設定し，または増加された接続送電サービス契約電力，接続送電サービス契約電流または接続送電サービス契約容量分につき，電灯標準接続送電サービス，電灯時間帯別接続送電サービスまたは電灯従量接続送電サービスの適用を受けていた場合は該当料金の10パーセントを割増ししたものを適用し，動力標準接続送電サービス，動力時間帯別接続送電サービスまたは動力従量接続送電サービスの適用を受けていた場合は該当料金の20パーセントを割増ししたものを適用いたします。

なお，増加後に消滅させる場合には，それぞれの接続供給電力量は，接続送電サービス契約電力，接続送電サービス契約電流または接続送電サービス契約容量の増加分と残余分の比であん分したものといたします。

また，当社は，契約者が接続送電サービス契約電力，接続送電サービス契約電流または接続送電サービス契約容量を新たに設定し，または増加されたことにともない新たに施設した供給設備について，73（臨時工事費）の臨時工事費として算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額を精算いたします。

b　契約者が接続送電サービス契約電力，接続送電サービス契約電流または接続送電サービス契約容量を新たに設定し，または増加された後１年に満たないでこれを減少しようとされる場合は，それまでの期間の接続送電サービス料金について，さかのぼって，減少される接続送電サービス契約電力，接続送電サービス契約電流または接続送電サービス契約容量分につき，電灯標準接続送電サービス，電灯時間帯別接続送電サービスまたは電灯従量接続送電サービスの適用を受けていた場合は該当料金の10パーセントを割増ししたものを適用し，動力標準接続送電サービス，動力時間帯別接続送電サービスまたは動力従量接続送電サービスの適用を受けていた場合は該当料金の20パーセントを割増ししたものを適用いたします。

なお，この場合には，それぞれの接続供給電力量は，接続送電サービス契約電力，接続送電サービス契約電流または接続送電サービス契約容量の減少分と残余分の比であん分したものといたします。

また，当社の供給設備のうち接続送電サービス契約電力，接続送電サービス契約電流または接続送電サービス契約容量の減少に見合う部分について，73（臨時工事費）の臨時工事費として算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額を精算いたします。

c　当社が将来の需要等を考慮して供給設備を常置する場合は，a

およびｂにかかわらず精算いたしません。

d　電灯定額接続送電サービスの適用を受ける場合の料金および工事費の精算は，ａ，ｂおよびｃに準ずるものといたします。

(ﾛ)　高圧または特別高圧で供給する場合

a　契約者が接続送電サービス契約電力または予備送電サービス契約電力を新たに設定し，または増加された後１年に満たないでこれを消滅させる場合は，それまでの期間の接続送電サービス料金または予備送電サービス料金について，さかのぼって，新たに設定し，または増加された契約電力分につき該当料金の20パーセントを割増ししたものを適用いたします。

なお，増加後に消滅させる場合には，それぞれの接続供給電力量は，接続送電サービス契約電力の増加分と残余分の比であん分したものといたします。

また，当社は，契約者が接続送電サービス契約電力または予備送電サービス契約電力を新たに設定し，または増加されたことにともない新たに施設した供給設備（高圧で供給する場合で，当社が将来の需要等を考慮して常置し，かつ，無償こう長に相当する部分を除きます。）について，73（臨時工事費）の臨時工事費として算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額を精算いたします。

b　契約者が接続送電サービス契約電力または予備送電サービス契約電力を新たに設定し，または増加された後１年に満たないでこれを減少しようとされる場合は，それまでの期間の接続送電サービス料金または予備送電サービス料金について，さかのぼって，減少契約電力分につき該当料金の20パーセントを割増ししたものを適用いたします。

なお，この場合には，それぞれの接続供給電力量は，接続送電

サービス契約電力の減少分と残余分の比であん分したものといたします。

また，当社の供給設備のうち接続送電サービス契約電力または予備送電サービス契約電力の減少に見合う部分について，73（臨時工事費）の臨時工事費として算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額を精算いたします。

c　分割接続供給の場合は，aおよびbにかかわらず，次のとおりといたします。

⒜　契約者が，1供給地点につき，1接続送電サービスまたは1予備送電サービスを適用した場合の接続送電サービス契約電力または予備送電サービス契約電力を新たに設定し，または増加された後1年に満たないでこれを消滅させる場合は，それまでの期間の双方の契約者に係る接続送電サービス料金または予備送電サービス料金および1供給地点につき，1接続送電サービスまたは1予備送電サービスを適用した場合の接続送電サービス料金または予備送電サービス料金について，さかのぼって，新たに設定し，または増加された契約電力分につき該当料金の20パーセントを割増ししたものを適用いたします。

なお，増加後に消滅させる場合には，それぞれの接続供給電力量は，接続送電サービス契約電力の増加分と残余分の比であん分したものといたします。

また，当社は，契約者が，1供給地点につき，1接続送電サービスまたは1予備送電サービスを適用した場合の接続送電サービス契約電力または予備送電サービス契約電力を新たに設定し，または増加されたことにともない新たに施設した供給設備（高圧で供給する場合で，当社が将来の需要等を考慮して常置し，かつ，無償こう長に相当する部分を除きます。）につい

て，73（臨時工事費）の臨時工事費として算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額を，双方の契約者と当社との協議によって，一方または双方の契約者と精算いたします。

⑹　契約者が，１供給地点につき，１接続送電サービスまたは１予備送電サービスを適用した場合の接続送電サービス契約電力または予備送電サービス契約電力を新たに設定し，または増加された後１年に満たないでこれを減少しようとされる場合は，それまでの期間の双方の契約者に係る接続送電サービス料金または予備送電サービス料金および１供給地点につき，１接続送電サービスまたは１予備送電サービスを適用した場合の接続送電サービス料金または予備送電サービス料金について，さかのぼって，減少契約電力分につき該当料金の20パーセントを割増ししたものを適用いたします。

なお，この場合には，それぞれの接続供給電力量は，接続送電サービス契約電力の減少分と残余分の比であん分したものといたします。

また，当社の供給設備のうち，１供給地点につき，１接続送電サービスまたは１予備送電サービスを適用した場合の接続送電サービス契約電力または予備送電サービス契約電力の減少に見合う部分について，73（臨時工事費）の臨時工事費として算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額を，双方の契約者と当社との協議によって，一方または双方の契約者と精算いたします。

⑹　⑷または⑹で料金の精算を行なう場合で，それぞれの契約者に係る接続送電サービス料金の合計と，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービス料金との間に差が生ずるときは，33（料金の算定）⑾に準じて接続送電

サービス料金の調整を行ない，それぞれの契約者に係る予備送電サービス料金の合計と，１供給地点につき，１予備送電サービスを適用した場合の予備送電サービス料金との間に差が生ずるときは，33（料金の算定）⑬に準じて予備送電サービス料金の調整を行ないます。

(ﾊ) 19（接続送電サービス）(2)イ(ｲ)によって接続送電サービス契約電力を定める契約者（19〔接続送電サービス〕(2)ニで需要者の発電設備の検査，補修または事故により生じた不足電力の補給以外の供給分について，19〔接続送電サービス〕(2)イ(ｲ)に準じて定める契約者を含みます。）が，需要場所における受電設備等を新たに設定し，または需要場所における受電設備の総容量等を増加された日以降１年に満たないで接続送電サービス契約電力を消滅させ，または19（接続送電サービス）(2)イ(ｲ)ｃにより接続送電サービス契約電力を減少しようとされる場合は，(ｲ)または(ﾛ)に準ずるものといたします。この場合，(ｲ)または(ﾛ)にいう接続送電サービス契約電力を新たに設定された日は，需要場所における受電設備等を新たに設定された日とし，接続送電サービス契約電力を増加された日は，需要場所における受電設備の総容量等を増加された日とし，接続送電サービス契約電力を減少される日は，19（接続送電サービス）(2)イ(ｲ)ｃにより接続送電サービス契約電力を減少しようとされる日といたします。

ロ 発電量調整供給の場合

(ｲ) 発電契約者が契約受電電力，同時最大受電電力または予備送電サービス契約電力を新たに設定し，または増加された後１年に満たないでこれを消滅させる場合で，新たに施設された当社の供給設備を撤去するときには，当社は，撤去に要する諸工費（諸掛りを含みます。）から，その撤去後の資材の残存価額を差し引いた金額を申し受けます。

⑵　発電契約者が契約受電電力，同時最大受電電力または予備送電サービス契約電力を新たに設定し，または増加された後１年に満たないでこれを減少しようとされる場合は，当社の供給設備のうち契約受電電力，同時最大受電電力または予備送電サービス契約電力の減少に見合う部分について，新たに施設した当社の供給設備を撤去する場合の諸工費（諸掛りを含みます。）から，その撤去後の資材の残存価額を差し引いた金額を申し受けます。

⑵　発電者または需要者が当社の供給設備を同一の使用形態で利用され，利用されてからの期間が１年以上になる場合には，１年以上利用される契約電力等に見合う部分については，⑴にかかわらず精算いたしません。

なお，接続供給契約または発電量調整供給契約の消滅または変更の日以降に１年以上にならないことが明らかになった場合には，明らかになった日に⑴に準じて精算を行ないます。

⑶　非常変災等やむをえない理由による場合は，⑴にかかわらず精算いたしません。

55　解　　約　　等

⑴　当社は，次の場合には，接続供給契約，振替供給契約，発電量調整供給契約，系統連系受電契約または需要抑制量調整供給契約を解約することがあります。

なお，系統連系受電契約を解約した場合には，当該発電場所に係る発電量調整供給契約は変更され，または消滅するものといたします。

この場合には，その旨を文書により契約者，発電契約者，発電者または需要抑制契約者にお知らせいたします。

また，契約者，発電契約者，発電者または需要抑制契約者がロに該当する場合は，その旨を文書等により発電者，需要者または需要者と電力需給に関する契約等を締結している契約者にお知らせすることがありま

す。

イ　45（託送供給等の停止）によって託送供給または発電量調整供給を停止された契約者，発電契約者，発電者または需要者が当社の定めた期日までにその理由となった事実を解消されない場合

ロ　契約者，発電契約者，発電者または需要抑制契約者が次のいずれかに該当する場合

㈠　料金を支払期日を経過してなお支払われない場合

㈡　発電契約者と当社が，発電者の料金，延滞利息および契約超過金の支払いに関する期日をあらかじめ定めた場合で，あらかじめ定めた支払いに関する期日を経過してなお引き渡されないとき。

㈢　他の接続供給契約（既に消滅しているものを含みます。），発電量調整供給契約（既に消滅しているものを含みます。），系統連系受電契約（既に消滅しているものを含みます。）または需要抑制量調整供給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を支払期日を経過してなお支払われない場合

㈣　料金以外の債務を支払われない場合

㈤　当社と締結する他の契約（既に消滅しているものを含みます。）にもとづく料金等の金銭債務を支払われない場合

ハ　契約者，発電契約者，発電者または需要抑制契約者が次のいずれかに該当し，当社が契約者，発電契約者，発電者または需要抑制契約者にその改善を求めた場合で，40（適正契約の保持等）に定める適正契約への変更および適正な使用状態，発電・放電状態または需要抑制状態への修正に応じていただけないとき。

㈠　８（契約の要件）を欠くに至った場合

㈡　接続供給の場合で，頻繁に接続対象電力量と接続対象計画電力量との間に著しい差が生じるとき。

㈢　発電量調整供給の場合で，頻繁に発電量調整受電電力量と発電量

調整受電計画電力量との間に著しい差が生じるとき。

(ﾆ) 需要抑制量調整供給の場合で，頻繁に需要抑制量調整受電電力量と需要抑制量調整受電計画電力量との間に著しい差が生じるとき。

(ﾎ) 需要抑制量調整供給の場合で，頻繁にベースラインが著しく不適当と認められるとき。

(ﾍ) 発電量調整受電電力が契約受電電力または同時最大受電電力をこえる場合

(ﾄ) その他この約款に反した場合

(2) 分割接続供給の場合で，一方の契約者に係る接続供給契約が(1)によって解約されたときは，当社は，原則として，他の一方の契約者へ当該供給地点におけるすべての電気について接続供給を行なうことといたします。この場合，当該供給地点においてすべての電気について接続供給を受ける契約者は，51（契約の変更）(1)に準じて接続供給契約を変更していただきます。

(3) 需要者がその需要場所から移転され，電気を使用されていないことが明らかな場合には，契約者または需要抑制契約者からの申出がない場合であっても，当社は，当該需要場所に係る接続供給および需要抑制量調整供給を終了させるための処置を行なうことがあります。

この場合，当社が当該需要場所に係る接続供給および需要抑制量調整供給を終了させるための処置を行なった日に接続供給契約および需要抑制量調整供給契約は変更され，または消滅するものといたします。

(4) 発電者がその発電場所において，その発電場所に係る設備の保全の意思がないことまたは今後も発電もしくは放電しないことが明らかな場合には，発電契約者または発電者からの申出がない場合であっても，当社は，当該発電場所に係る発電量調整供給を終了させるための処置を行なうことがあります。

この場合，当社が当該発電場所に係る発電量調整供給を終了させるた

めの処置を行なった日に発電量調整供給契約および系統連系受電契約は変更され，または消滅するものといたします。

⑸　発電場所が複数の発電バランシンググループに属しており，かつ，発電者の料金その他を支払期日を経過してなお支払われない場合で，系統連系受電契約を解約したときは，当該発電契約者からの申出がない場合であっても，発電量調整供給契約を変更していただくものとし，当社は，その旨を発電契約者に通知いたします。

なお，発電契約者と同一の者である発電者の場合は，当該発電契約者との発電量調整供給契約は変更され，または消滅するものといたします。

⑹　発電量調整供給契約または系統連系受電契約の場合で，発電量調整供給契約または系統連系受電契約を締結している発電場所と同一の場所である需要場所において締結している接続供給契約（発電設備等に係る供給地点の接続供給契約に限ります。また，分割接続供給の場合は，当該供給地点に係るすべての接続供給契約といたします。）が⑴によって解約されたときは，発電契約者または発電者からの申出がない場合であっても，当社は，当該発電場所に係る発電量調整供給を終了させるための処置を行ないます。

この場合，当社が当該発電場所に係る発電量調整供給を終了させるための処置を行なった日に発電量調整供給契約および系統連系受電契約は変更され，または消滅するものといたします。

56　契約消滅後の債権債務関係

接続供給契約，振替供給契約，発電量調整供給契約，系統連系受電契約または需要抑制量調整供給契約期間中の料金その他の債権債務は，接続供給契約，振替供給契約，発電量調整供給契約，系統連系受電契約または需要抑制量調整供給契約の消滅によっては消滅いたしません。

Ⅶ　受電方法および供給方法ならびに工事

57　受電地点，供給地点および施設

⑴　受　電　地　点

イ　電気の受電地点は，当社の電線路または引込線と発電者の電気設備との接続点といたします。ただし，発電者の発電設備等が当社の電線路または引込線と電気的に接続しない場合の受電地点は，会社間連系点といたします。

ロ　受電地点は，会社間連系点を受電地点とする場合を除き，発電場所内の地点とし，当社の電線路から最短距離にある場所を基準として発電契約者と当社との協議によって定めます。ただし，次の場合には，発電契約者と当社との協議により，発電場所以外の地点を受電地点とすることがあります。

⑴　山間地，離島にある発電場所等，当社の電線路から遠隔地にあって将来においても周辺地域に他の発電設備等の設置が見込まれない発電場所から電気を受電する場合

⑵　当社の立入りが困難な発電場所から電気を受電する場合

⑶　１建物内の２以上の発電場所から電気を受電する場合で各発電場所までの電気設備が当社の管理の及ばない場所を通過することとなるとき。

⑷　59（地中引込線）⑷により地中引込線によって電気を受電する場合

⑸　その他特別の事情がある場合

⑵　供　給　地　点

イ　接続供給の場合

⑴　供給地点は，当社の電線路または引込線と需要者の電気設備との

接続点といたします。

⑵　供給地点は，需要場所内の地点とし，当社の電線路から最短距離にある場所を基準として契約者と当社との協議によって定めます。ただし，次の場合には，契約者と当社との協議により，需要場所以外の地点を供給地点とすることがあります。

ａ　山間地，離島にある需要場所等，当社の電線路から遠隔地にあって将来においても周辺地域に他の需要が見込まれない需要場所に対して電気を供給する場合

ｂ　当社の立入りが困難な需要場所に対して電気を供給する場合

ｃ　１建物内の２以上の需要場所に電気を供給する場合で各需要場所までの電気設備が当社の管理の及ばない場所を通過することとなるとき。

ｄ　59（地中引込線）⑷により地中引込線によって電気を供給する場合

ｅ　その他特別の事情がある場合

ロ　振替供給の場合

供給地点は，会社間連系点といたします。

⑶　受電地点に至るまでの供給設備および供給地点に至るまでの供給設備は，当社の所有とし，工事費負担金または臨時工事費として申し受ける金額を除き，当社の負担で施設いたします。

なお，当社は，発電者または需要者（共同引込線による引込みで電気を受電または供給する複数の発電者または需要者を含みます。）のみのために発電者または需要者の土地または建物に引込線，接続装置等の供給設備を施設する場合は，その施設場所を発電者または需要者から無償で提供していただきます。

⑷　付帯設備（⑶により発電者または需要者の土地または建物に施設される供給設備を支持し，または収納する工作物およびその供給設備の施設

上必要な発電者または需要者の建物に付合する設備をいいます。）は，原則として，託送供給のために施設する場合は，契約者の負担により，契約者で施設していただき，発電量調整供給のために施設する場合は，発電契約者の負担により，発電契約者で施設していただきます。この場合には，当社が付帯設備を無償で使用できるものといたします。

⑸　特定送配電事業を営む者が維持および運用する電線路に複数の発電場所または複数の需要場所が接続する場合の受電地点または供給地点は，⑴または⑵に準じて契約者または発電契約者と当社との協議によって定めます。この場合，当該複数の発電場所または複数の需要場所につき，１受電地点または１供給地点といたします。

58　架 空 引 込 線

⑴　当社の電線路と発電者または需要者の電気設備との接続を引込線によって行なう場合には，原則として架空引込線によるものとし，発電者または需要者の建造物または補助支持物の引込線取付点までは，当社が施設いたします。

⑵　引込線取付点は，当社の電線路の最も適当な支持物から原則として最短距離の場所であって，堅固に施設できる点を契約者または発電契約者と当社との協議によって定めます。

⑶　受電地点または供給地点から発電者または需要者の引込開閉器に至るまでの配線（以下「引込口配線」といいます。）は，託送供給のために施設する場合は，契約者の負担により，契約者で施設していただき，発電量調整供給のために施設する場合は，発電契約者の負担により，発電契約者で施設していただきます。

⑷　引込線を取り付けるため発電場所内または需要場所内に設置する引込小柱等の補助支持物は，託送供給のために施設する場合は，契約者の負担により，契約者で施設していただき，発電量調整供給のために施設す

る場合は，発電契約者の負担により，発電契約者で施設していただきます。この場合には，当社が補助支持物を無償で使用できるものといたします。

⑸　当社は，原則として発電者または需要者の承諾をえて，次により，発電者または需要者の引込小柱等の補助支持物を使用して他の発電者から電気を受電または他の需要者へ電気を供給することがあります。

イ　当社は，発電者または需要者の補助支持物を使用して，他の発電者または他の需要者への引込線を施設いたします。この場合，その補助支持物から最短距離の場所にある発電者または需要者の建造物または補助支持物の取付点に至るまでの引込口配線は引込線とし，その引込線および補助支持物の管理（材料費の負担を含みます。）は当社が行ないます。また，受電地点または供給地点は，発電者または需要者へ引き込むための引込線の終端に変更いたします。

ロ　イにより当社が管理を行なう引込線または補助支持物を改修し，または撤去する場合は，当社が工事を行なうものとし，この場合に生ずる撤去材料は，原則として，発電者または需要者にお返しいたします。また，これにともない新たに施設される場合の引込線または補助支持物は，当社の所有とし，当社の負担で施設いたします。

59　地 中 引 込 線

⑴　架空引込線を施設することが法令上認められない場合または技術上，経済上もしくは地域的な事情により不適当と認められる場合で，当社の電線路と発電者または需要者の電気設備との接続を地中引込線によって行なうときには，次のイまたはロの最も当社の供給設備に近い接続点までを当社が施設いたします。

イ　発電者が発電場所内に施設する開閉器，断路器もしくは接続装置の接続点または需要者が需要場所内に施設する開閉器，断路器もしくは

接続装置の接続点

ロ　当社が施設する計量器（付属装置を含みます。）または接続装置の接続点

なお，当社は，発電者または需要者の土地または建物に接続装置等を施設することがあります。

⑵　⑴により当社の電線路と接続する電気設備の施設場所は，当社の電線路の最も適当な支持物または分岐点から最短距離にあり，原則として，地中引込線の施設上とくに多額の費用を要する等特別の工事を必要とせず，かつ，安全に施設できる次のいずれにも該当する場所とし，契約者または発電契約者と当社との協議によって定めます。

なお，これ以外の場合には，発電場所内または需要場所内の地中引込線は，託送供給のために施設する場合は，契約者の負担により，契約者で施設していただき，発電量調整供給のために施設する場合は，発電契約者の負担により，発電契約者で施設していただきます。

イ　発電者または需要者の構内における地中引込線のこう長が50メートル程度以内の場所

ロ　建物の３階以下にある場所

ハ　その他地中引込線の施設上特殊な工法，材料等を必要としない場所

⑶　地中引込線の施設上必要な付帯設備は，原則として，託送供給のために施設する場合は，契約者の負担により，契約者で施設していただき，発電量調整供給のために施設する場合は，発電契約者の負担により，発電契約者で施設していただきます。この場合には，当社が付帯設備を無償で使用できるものといたします。

なお，この場合の付帯設備は，次のものをいいます。

イ　鉄管，暗きょ等発電者または需要者の土地または建物の壁面等に引込線をおさめるために施設される工作物（π引込みの場合のケーブルの引込みおよび引出しのために施設されるものを含みます。）

ロ　発電者または需要者の土地または建物に施設される基礎ブロック（接続装置を固定するためのものをいいます。）およびハンドホール

ハ　その他イまたはロに準ずる設備

⑷　接続を架空引込線によって行なうことができる場合で，契約者または発電契約者の希望によりとくに地中引込線によって行なうときには，地中引込線は，原則として，託送供給のために施設する場合は，契約者の負担により，契約者で施設していただき，発電量調整供給のために施設する場合は，発電契約者の負担により，発電契約者で施設していただきます。ただし，当社が，保安上または保守上適当と認めた場合は，⑴に準じて接続を行ないます。この場合，当社は，67（受電地点への供給設備の工事費負担金）⑵，⑷または70（供給地点への供給設備の工事費負担金）⑵の工事費負担金を契約者または発電契約者から申し受けます。

60　連接引込線等

⑴　当社は，建物の密集場所等特別の事情がある場所では，連接引込線（１発電場所または１需要場所の引込線から分岐して支持物を経ないで他の発電場所の受電地点または他の需要場所の供給地点に至る引込線をいいます。）または共同引込線によって当社の電線路と発電者または需要者の電気設備との接続をすることがあります。この場合，当社は，分岐装置を発電者または需要者の土地または建物に施設することがあります。

なお，発電者または需要者の電気設備との接続点までは，当社が施設いたします。

⑵　当社は，原則として発電者または需要者の承諾をえて，次により，発電者または需要者の引込口配線を使用して他の発電者から電気を受電または他の需要者へ電気を供給することがあります。

イ　当社は，発電者または需要者の引込口配線から分岐して，他の発電

者または他の需要者への連接引込線を施設いたします。この場合，その引込口配線の終端までは共同引込線とし，その管理（材料費の負担を含みます。）は当社が行ないます。また，受電地点または供給地点は，当社が管理を行なう共同引込線の終端に変更いたします。

ロ　イにより当社が管理を行なう共同引込線を改修し，または撤去する場合は，当社が工事を行なうものとし，この場合に生ずる撤去材料は，原則として，発電者または需要者にお返しいたします。また，これにともない新たに施設される共同引込線は，当社の所有とし，当社の負担で施設いたします。

61　中高層集合住宅等における受電方法および供給方法

中高層集合住宅等の場合で，１建物内の２以上の発電場所または需要場所において電気を受電または供給するときには，当社は，原則として共同引込線による１引込みで電気を受電または供給いたします。

なお，技術上その他やむをえない場合は，当社は，発電者または需要者の土地または建物に変圧器等の供給設備を施設し，電気を受電または供給いたします。この場合，変圧器の２次側接続点までは，当社が施設いたします。

62　引込線の接続

当社の電線路または引込線と発電者または需要者の電気設備との接続は，当社が行ないます。

なお，契約者または発電契約者の希望によって引込線の位置変更工事（一時的に取り外し，同一箇所へ再度取り付ける工事を含みます。）およびこれに準ずる工事をする場合には，当社は，実費を契約者または発電契約者から申し受けます。

63　計量器等の取付け

⑴　料金の算定上必要な計量器，その付属装置（計量器箱，変成器，変成器箱および変成器の２次配線ならびに計量器の読みを遠隔検針する場合の通信装置および通信回線等をいいます。）および区分装置（力率測定時間を区分する装置等をいいます。）については，次のとおりといたします。ただし，記録型等計量器に記録された電力量計の値等を伝送するために当社が発電者または需要者の電気工作物を使用する場合の当該電気工作物は計量器の付属装置とはいたしません。

イ　接続供給電力量および最大需要電力等の計量に必要な計量器，その付属装置および区分装置は，原則として，接続送電サービス契約電力等に応じて当社が選定し，かつ，当社の所有とし，当社の負担で取り付けます。ただし，契約者の希望によって計量器の付属装置を施設する場合または変成器の２次配線等でとくに多額の費用を要する場合については，契約者の負担により，契約者で取り付けていただくことがあります。

ロ　発電量調整受電電力量の計量に必要な計量器，その付属装置および区分装置は，原則として，契約受電電力に応じて当社が選定し，かつ，当社の所有とし，当社で取り付けます。この場合，当社は68（受電用計量器等の工事費負担金）の工事費負担金を発電契約者から申し受けます。

⑵　計量器，その付属装置および区分装置の取付位置は，適正な計量ができ，かつ，検査ならびに取付けおよび取外し工事が容易な場所（低圧で受電または供給する場合，原則として屋外といたします。）とし，契約者または発電契約者と当社との協議によって定めます。

また，集合住宅等の場合で，契約者または発電契約者の希望によって計量器，その付属装置および区分装置を建物内に取り付けたときには，契約者または発電契約者と当社との協議により，あらかじめ鍵の提出等

解錠に必要な協力を行なっていただくことがあります。

⑶　計量器，その付属装置および区分装置の取付場所は，発電者または需要者から無償で提供していただきます。また，⑴により契約者または発電契約者が施設するものについては，当社が無償で使用できるものといたします。

⑷　当社は，記録型等計量器に記録された電力量計の値等を伝送するために発電者または需要者の電気工作物を使用することがあります。この場合には，当社が無償で使用できるものといたします。

⑸　契約者または発電契約者の希望によって計量器，その付属装置および区分装置の取付位置を変更する場合（一時的に取り外し，同一箇所へ再度取り付ける場合を含みます。）には，当社は，実費を契約者または発電契約者から申し受けます。

⑹　法令により発電量調整受電電力量の計量に必要な計量器，その付属装置および区分装置を取り替える場合には，当社は，低圧で受電するときを除き，実費を発電契約者から申し受けます。

64　通信設備の施設

⑴　給電指令上必要な電力保安通信用電話設備は，契約者または発電契約者の負担により，契約者または発電契約者で施設していただきます。

⑵　系統連系技術要件に定めるＮ－１電制の実施に必要な装置は，発電契約者で施設していただきます。

なお，施設等に要した費用の実費について，当社から発電契約者にお支払いいたします。

⑶　給電指令上必要な給電情報伝送装置および保護用信号端局装置等は，次のとおりといたします。

イ　給電情報伝送装置および保護用信号端局装置等は，原則として当社の所有とし，当社で施設いたします。この場合，当社は，68（受電用

計量器等の工事費負担金）の工事費負担金を発電契約者から申し受けます。ただし，Ｎ－１電制の実施に必要な通信設備として施設する場合は申し受けません。

ロ　給電情報伝送装置および保護用信号端局装置等の施設場所は，施設工事，検査および保守点検作業が容易な場所とし，発電者または需要者と当社との協議により定めます。

なお，給電情報伝送装置および保護用信号端局装置等の施設場所および必要な電源は，発電者または需要者から無償で提供していただきます。

⑷　当社の通信設備と契約者または発電契約者の通信設備との接続点は，原則として発電場所内または需要場所内の地点とし，契約者または発電契約者と当社との協議により定めます。ただし，山間地，離島等の場合，その他特別の事情がある場合は，契約者または発電契約者と当社との協議により，発電場所または需要場所以外の地点を通信設備の接続点とすることがあります。

⑸　⑷の接続点から当社側の通信設備は，原則として当社の所有とし，工事費負担金または臨時工事費として申し受ける金額を除き，当社の負担で施設いたします。

⑹　契約者または発電契約者の希望によって当社の通信設備の位置変更工事をする場合（一時的に取り外し，同一箇所へ再度取り付ける場合を含みます。）には，当社は，実費を契約者または発電契約者から申し受けます。

65　専用供給設備

⑴　当社は，次の場合には，契約者または発電契約者の専用設備として供給設備を施設いたします。この場合，受電地点への供給設備については67（受電地点への供給設備の工事費負担金）⑵または⑷の工事費負担金

を，供給地点への供給設備については70（供給地点への供給設備の工事費負担金）⑵の工事費負担金を申し受けます。

イ　契約者または発電契約者がとくに希望され，かつ，当社の供給区域内の需要に対する電気の供給および他の発電者からの受電に支障がないと認められる場合

ロ　44（託送供給等にともなう協力）の場合

ハ　発電者もしくは需要者の施設の保安上の理由，または発電場所，需要場所およびその他周囲の状況から将来においても他に当該供給設備の使用が見込まれない等の事情により，特定の契約者または発電契約者のみが使用されることになる供給設備を専用供給設備として施設することが適当と認められる場合

⑵　⑴の専用設備は，受電地点から受電地点に最も近い変電所（専ら当該受電地点への事故波及の防止を目的として施設される変電所を除きます。）までの電線路または供給地点から供給地点に最も近い変電所までの電線路（配電盤，継電器およびその変電所の受電電圧もしくは供給電圧と同位の電圧の母線側断路器またはこれに相当する接続点までの電線路を含みます。）に限ります。ただし，特別の事情がある場合は，受電電圧または供給電圧と同位の電圧の電線路およびこれに接続する変圧器（１次電圧側線路開閉器を含みます。）とすることがあります。

⑶　⑵において，開閉所および蓄電所は，変電所とみなします。

⑷　⑴および⑵において，受電地点とは会社間連系点以外の受電地点をいい，供給地点とは会社間連系点以外の供給地点をいいます。

⑸　当社は，供給設備を２以上の契約者または発電契約者が共用する専用供給設備とすることがあります。ただし，⑴イの場合は，次に該当する場合で，いずれの契約者または発電契約者にも承諾をいただいたときに限ります。

イ　２以上の契約者または発電契約者が同時に申込みをされる場合で，

いずれの契約者または発電契約者も，当社が専用供給設備から電気を受電することまたは供給することを希望されるとき。

ロ　契約者または発電契約者が，当社が既に施設されている専用供給設備から電気を受電することまたは供給することを希望される場合

66　電流制限器等の取付け

⑴　需要場所の電流制限器等は，当社の所有とし，当社の負担で取り付けます。

⑵　電流制限器等の取付位置は原則として屋内とし，その取付場所は需要者から無償で提供していただきます。

⑶　契約者の希望によって電流制限器等の取付位置を変更する場合（一時的に取り外し，同一箇所へ再度取り付ける場合を含みます。）には，当社は，実費を契約者から申し受けます。

Ⅷ　工事費の負担

67　受電地点への供給設備の工事費負担金

⑴　受電側接続設備の工事費負担金

イ　発電契約者が新たに発電量調整供給を開始し，または契約受電電力を増加される場合で，これにともない新たに受電側接続設備（専用供給設備および予備供給設備を除きます。）を施設するときには，当社は，別冊に定める標準設計基準による設計（以下「標準設計」といいます。）で施設する場合の工事費（以下「標準設計工事費」といいます。）を工事費負担金として発電契約者から申し受けます。

ロ　Ⅷ（工事費の負担）の各項において，受電側接続設備とは，当社が高圧または特別高圧で受電する場合において，受電地点からの受電の用に供することを主たる目的とする供給設備であって，変電所（専ら当該受電地点への事故波及の防止を目的として施設される変電所を除きます。）の引出口に施設される断路器の受電地点側接続点（基幹送電設備から受電側接続設備を分岐する場合は，基幹送電設備の接続点といたします。）から他の変電所（専ら当該受電地点への事故波及の防止を目的として施設される変電所を除きます。）を経ないで受電地点に至る電線および引込線等をいいます。また，Ⅷ（工事費の負担）の各項において，受電地点とは会社間連系点以外の受電地点をいい，開閉所および蓄電所は，変電所とみなします。

⑵　受電地点への特別供給設備の工事費負担金

イ　発電契約者が新たに発電量調整供給を開始し，または契約受電電力を増加される場合で，これにともない当社が新たに受電地点への特別の供給設備を施設するときには，当社は，次の金額を工事費負担金として発電契約者から申し受けます。

⑷　発電契約者の希望によって標準設計をこえる設計で当社が受電地点への供給設備を施設する場合は，標準設計工事費をこえる金額

なお，標準設計をこえる設計で受電地点への供給設備を施設する場合とは，次のいずれかに該当する場合をいいます。

ａ　標準設計をこえる電線または支持物等を施設する場合

ｂ　架空受電側接続設備によって受電できるにもかかわらず，地中受電側接続設備を施設する場合

ｃ　標準設計による受電側接続設備以外の受電側接続設備により受電する場合

ｄ　その他標準設計をこえる設計で受電に必要な供給設備を施設する場合

また，この場合も⑴の工事費負担金を申し受けます。

⑸　65（専用供給設備）によって専用供給設備を施設する場合は，その工事費の全額

なお，この場合には，工事費負担金の対象となる供給設備は，65（専用供給設備）⑵によるものといたします。

⑹　受電地点からの受電の用に供することを主たる目的とする供給設備であって，受電側接続設備以外の供給設備（高圧および特別高圧の供給設備に限ります。また，専用供給設備を除きます。）を施設する場合は，ａおよびｂの金額

ａ　当該供給設備の工事費のうち，発電等設備の設置に伴う電力系統の増強及び事業者の費用負担等の在り方に関する指針にもとづき算定した金額

ただし，この約款実施の際現に適用されている託送供給等約款（以下「旧託送供給等約款」といいます。）67（受電地点への供給設備の工事費負担金）⑵イ⑹ａただし書の適用を受ける場合は，ただし書により算定した金額といたします。

b　発電設備等からの出力により，当社配電用変電所バンクにおいて逆潮流が生じるおそれのある場合で，これに係る措置として当社が新たに供給設備を施設するときには，aにかかわらず，次の金額

新増加契約受電電力１キロワットにつき	１，３２０円００銭

ロ　受電地点において21（予備送電サービス）を利用される場合で，これにともない当社が新たに予備供給設備を施設するときには，当社は，その工事費の全額を工事費負担金として発電契約者から申し受けます。

なお，この場合には，工事費負担金の対象となる供給設備は，受電側接続設備に該当する供給設備といたします。ただし，予備供給設備を専用供給設備として施設する場合は，65（専用供給設備）⑵によるものといたします。

⑶　受電地点への供給設備を変更する場合の工事費負担金

イ　発電契約者が契約受電電力または予備送電サービス契約電力の増加にともなわないで，発電契約者の希望によって当該受電地点への供給設備を変更する場合は，62（引込線の接続），63（計量器等の取付け）または64（通信設備の施設）によって実費を申し受ける場合を除き，当社は，その工事費の全額を工事費負担金として発電契約者から申し受けます。

ロ　混雑緩和プロセスにより供給設備を変更する場合は，イにかかわらず，その工事費のうち，発電等設備の設置に伴う電力系統の増強及び事業者の費用負担等の在り方に関する指針にもとづき算定した金額を工事費負担金として発電契約者から申し受けます。

ハ　44（託送供給等にともなう協力）によって受電地点への供給設備を新たに施設または変更する場合には，当社は，その工事費の全額を工事費負担金として発電契約者から申し受けます。

⑷　発電契約者が新たに発電量調整供給を開始し，もしくは契約受電電力を増加される場合または受電地点への供給設備を変更する場合で，低圧で受電するとき（受電の用に供することを主たる目的とするときに限ります。）は，⑵イ(ｲ)，(ﾛ)および⑶にかかわらず，その受電の用に供することによって必要となる工事費（⑵イ(ﾊ)により申し受ける金額を除きます。）を工事費負担金として発電契約者から申し受けます。

⑸　工事費の算定

⑴，⑵，⑶および⑷の場合の工事費は，次により算定いたします。

イ　工事費は，発電契約者が標準設計をこえる設計によることを希望される場合を除き，標準設計工事費といたします。

(ｲ)　標準設計工事費は，工事費負担金の対象となる当社の供給設備の工事に要する材料費，工費および諸掛り（測量監督費，諸経費，補償費，建設分担関連費およびその他の費用を含みます。）の合計額といたします。

なお，撤去工事がある場合は，その合計額から撤去後の資材の残存価額を差し引いた金額に，撤去する場合の諸工費（諸掛りを含みます。）を加えた金額といたします。

また，算定にあたっては，次のとおりといたします。

(ﾛ)　材料費は，払出時の単価（電気事業会計規則に定められた方法によって算出した貯蔵品の払出単価等をいいます。）によって算定いたします。

(ﾊ)　土地費（電気事業会計規則に定められた固定資産土地として計上される金額をいいます。）は，工事費に含みません。ただし，架空電線路の経過地に当社が地役権を設定する場合は，その設定にともなう費用（地役権の登記に要する費用を除きます。）の50パーセントに相当する金額を工事費に含みます。

(ﾆ)　架空電線路の経過地に建造物の構築，竹木の植栽等電線路に支障

を及ぼす行為を行なわないことを条件とする補償契約を締結する場合は，その線下補償費の50パーセントに相当する金額を工事費に含みます。

(ﾎ) 残地補償費は，補償費と明らかに区分されている場合に限り，工事費に含みます。

(ﾍ) 建設分担関連費は，工事期間が12月以上を要し，かつ，工事費が50億円以上の場合に限り，工事費に含みます。

ロ 発電契約者が標準設計をこえる設計によることを希望される場合の工事費は，イに準じて算定いたします。

なお，(2)イ(ｲ)の標準設計工事費をこえる金額は，実際工事費から標準設計工事費を差し引いたものといたします。

ハ 当社が将来の需要を考慮してあらかじめ施設した鉄塔，管路等を利用して受電する場合は，新たに施設される電線路に必要とされる回線数，管路孔数等に応じて次により算定した金額を電線路の工事費に算入いたします。

(ｲ) 鉄塔を利用して電気を受電する場合

$$\text{工事費} \times \frac{\text{使用回線数}}{\text{施設回線数}}$$

(ﾛ) 管路等を利用して電気を受電する場合

$$\text{工事費} \times \frac{\text{使　用　孔　数}}{\text{施設孔数} - \text{予備孔数}}$$

ニ 当社が特別高圧で受電する電気について，施設後３年以内（その供給設備について法令に定められた検査を要する場合は，その設備の検査合格の日〔仮合格の場合は仮合格の日といたします。〕，その他の場合はその設備の使用開始の日から３年目の同月同日の前日までの期間をいいます。）の供給設備を利用する場合は，新たに利用される部分を新たに施設される受電側接続設備（特別高圧のノンファーム電源の受電地点に係る発電場所から電気を受電する場合は，変電所相互間を

連絡する電線路を除きます。）とみなします。

ホ　⑵イ㈠の場合，施設後３年以内の供給設備を利用するときは，新たに利用される部分を新たに施設される受電側接続設備以外の供給設備（高圧および特別高圧の供給設備に限ります。また，専用供給設備を除きます。なお，ノンファーム電源の受電地点に係る発電場所から電気を受電する場合は，高圧の供給設備および当社が適当であると認めた供給設備に限ります。）とみなします。

ヘ　低圧または高圧で受電する場合で，工事費を当社が定める単位当たりの金額にもとづいて算定することが適当と認められるときは，イまたはロにかかわらず，工事費を当該金額にもとづいて算定いたします。

⑹　受電地点への供給設備の工事費負担金は，受電地点ごとに，発電量調整供給契約ごとに算定いたします。

ただし，２以上の発電契約者が受電地点への供給設備の全部または一部を共用する場合の工事費負担金の算定は，次によります。

イ　２以上の発電契約者から共同して申込みがあった場合または２以上の発電契約者のうち１の発電契約者が代表して工事費負担金を支払われる旨を申し出られた場合の工事費負担金は，その代表の発電契約者による１申込みとみなして算定いたします。

ロ　２以上の発電契約者から同時に申込みがあった場合の工事費負担金は，発電契約者ごとに算定いたします。この場合，発電契約者ごとの共用部分の工事費は，原則として契約受電電力の比であん分した金額といたします。

⑺　特例区域等の発電契約者が新たに発電量調整供給を開始し，または契約受電電力を増加される場合で，これにともない当社が新たに受電地点への供給設備を施設するときには，当社は，⑴，⑵または⑷にかかわらず，その工事費の全額を工事費負担金として発電契約者から申し受けます。

なお，この場合の工事費負担金は，⑵の場合に準じて算定いたします。

68　受電用計量器等の工事費負担金

⑴　発電契約者が新たに発電量調整供給を開始し，または契約受電電力を変更される場合等で，これにともない新たに受電地点における電力量の計量に必要な計量器，その付属装置および区分装置を取り付けるときには，当社は，その工事に要した費用の全額を工事費負担金として発電契約者から申し受けます。ただし，低圧で受電する場合で，受電の用に供することを主たる目的とするときには，その受電の用に供することによって必要となる工事費を工事費負担金として発電契約者から申し受けます。

⑵　発電契約者が新たに発電量調整供給を開始し，または契約受電電力を変更される場合等で，これにともない新たに給電情報伝送装置および保護用信号端局装置等を取り付けるときには，当社は，その工事に要した費用の全額を工事費負担金として発電契約者から申し受けます。

69　会社間連系設備の工事費負担金

契約者が新たに託送供給を開始し，または契約受電電力等を増加される場合で，これにともない会社間連系設備（会社間連系点に至る供給設備をいいます。）を新たに施設するときには，当社は，工事費負担金を契約者から申し受けます。この場合，工事費負担金の金額は，工事の内容，接続供給契約または振替供給契約の内容等を基準として，契約者と当社との協議によって定めます。

70　供給地点への供給設備の工事費負担金

⑴　供給側接続設備の工事費負担金

イ　低圧または高圧で供給する場合

⑷　契約者が新たに接続供給を開始し，または接続送電サービス契約電力等を増加される場合（新たに接続供給を開始される場合で，当該接続供給を開始される前から引き続き当社の供給設備を利用され，かつ，下位の供給電圧に変更されるときを除きます。）で，これにともない新たに施設される供給側接続設備（専用供給設備および予備供給設備を除きます。）の工事こう長が無償こう長（架空の場合は1,000メートル，地中の場合は150メートルといたします。）をこえるときには，当社は，その超過こう長に次の金額を乗じてえた金額を工事費負担金として契約者から申し受けます。この場合，工事費負担金は，供給地点ごとに算定いたします。

区　分	単　位	金　額
架空供給側接続設備の場合	超過こう長１メートルにつき	３，４１０円００銭
地中供給側接続設備の場合	超過こう長１メートルにつき	２７，１７０円００銭

なお，張替えまたは添架を行なう場合は，架空供給側接続設備についてはその工事こう長の60パーセント，地中供給側接続設備についてはその工事こう長の20パーセントに相当する値を新たに施設される供給側接続設備の工事こう長とみなします。

⑷　２以上の供給地点に係る供給側接続設備の全部または一部を共用する場合の工事費負担金の算定は，次によります。

ａ　２以上の契約者から共同して申込みがあった場合，または契約者から２以上の供給地点について申込みがあり，かつ，一括して算定することを希望される場合の工事費負担金の無償こう長は，⑷の無償こう長に供給地点の数を乗じてえた値といたします。

ｂ　２以上の契約者から同時に申込みがあった場合，または契約者から２以上の供給地点について申込みがあり，かつ，一括して算

定することを希望されない場合の工事費負担金は，供給地点ごとに算定いたします。この場合，それぞれの供給地点における供給側接続設備の工事こう長については，共用される部分の工事こう長を共用する供給地点の数で除してえた値にその供給地点に係って単独で使用される部分の工事こう長を加えた値を，新たに施設される供給側接続設備の工事こう長といたします。

(ﾊ) 架空供給側接続設備と地中供給側接続設備とをあわせて施設する場合の(ｲ)の超過こう長は，次により算定いたします。

a 地中供給側接続設備の超過こう長は，地中供給側接続設備の工事こう長から地中供給側接続設備の無償こう長を差し引いた値といたします。

b 架空供給側接続設備の超過こう長は，架空供給側接続設備の工事こう長といたします。ただし，地中供給側接続設備の工事こう長が地中供給側接続設備の無償こう長を下回る場合は，次によります。

$$\text{架空供給側接続設備の超過こう長} = \text{架空供給側接続設備の工事こう長} - \left(\text{地中供給側接続設備の無償こう長} - \text{地中供給側接続設備の工事こう長}\right) \times \frac{\text{架空供給側接続設備の無償こう長}}{\text{地中供給側接続設備の無償こう長}}$$

ﾛ 特別高圧で供給する場合

(ｲ) 契約者が新たに接続供給を開始し，または接続送電サービス契約電力を増加される場合（新たに接続供給を開始される場合で，当該接続供給を開始される前から引き続き当社の供給設備を利用され，かつ，下位の供給電圧に変更されるときを除きます。）で，これにともない新たに施設される供給側接続設備（専用供給設備および予備供給設備を除きます。）についてａにより算定される工事費がｂの当社負担額をこえるときには，当社は，その超過額を工事費負担金として契約者から申し受けます。この場合，工事費負担金は，供給地点ごとに算定いたします。

a　工　　事　　費

⑷　架空供給側接続設備の場合

（工事こう長 100メートル当たり）

新増加接続送電サービス契約電力１キロワットにつき	標準電圧　20,000ボルトで供給する場合	５５０円００銭
	標準電圧　60,000ボルトで供給する場合	１７６円００銭
	標準電圧 100,000ボルトで供給する場合	１１０円００銭

なお，標準電圧20,000ボルトで当社が供給する場合で，支持物に電柱を使用するときには，その部分の単価は，上表の該当欄の単価の15パーセントといたします。

また，標準電圧20,000ボルト，60,000ボルトまたは100,000ボルト以外の電圧で当社が供給する場合は，その工事に要した費用の全額といたします。

⑹　地中供給側接続設備の場合

（工事こう長 100メートル当たり）

新増加接続送電サービス契約電力１キロワットにつき	標準電圧　20,000ボルトで供給する場合	６７１円００銭
	標準電圧　60,000ボルトで供給する場合	５３９円００銭
	標準電圧 100,000ボルトで供給する場合	３３０円００銭

なお，張替えを行なう場合には，その部分の単価は，上表の該当欄の単価の20パーセントといたします。

また，標準電圧20,000ボルト，60,000ボルトまたは100,000ボルト以外の電圧で当社が供給する場合は，その工事に要した費用の全額といたします。

⑹　スポットネットワーク方式で供給するために，当社が新たに地中供給側接続設備を施設する場合の工事費は，⑹にかかわらず，次の算式によって算定いたします。

なお，スポットネットワーク方式とは，当社が技術上，経済

上必要と認めた場合に，原則として３回線の当社の電線路から，それぞれの回線ごとに施設していただいた変圧器の２次側母線で常時並行して供給を受ける方式をいいます。

$$\text{工事費相当額}\times\text{工事こう長}\times\frac{1}{100}\times\frac{\text{新増加接続送電サービス契約電力}}{\text{利用回線数}-1}$$

この場合，工事費相当額は，次のとおりといたします。

⑹の工事費単価×{100ﾊﾟｰｾﾝﾄ＋20ﾊﾟｰｾﾝﾄ×(利用回線数－１)}

ｂ　当 社 負 担 額

新増加接続送電サービス契約電力１キロワットにつき	５，５００円００銭

⑵　契約者が新たに接続供給を開始し，または接続送電サービス契約電力を増加される場合で，施設後３年以内の供給設備を利用して当社が供給するときは，新たに利用される部分を新たに施設される供給側接続設備とみなします。

ハ　19（接続送電サービス）⑵ニにより接続送電サービス契約電力を定める供給地点の接続送電サービス契約電力は，この⑴の工事費負担金の算定上，需要者の発電設備の検査，補修または事故により生じた不足電力の補給にあてるための電気の供給分を含まないものといたします。

ニ　次の言葉は，Ⅷ（工事費の負担）の各項において，それぞれ次の意味で使用いたします。

⑴　供給側接続設備

供給地点への供給の用に供することを主たる目的とする供給設備であって，発電所または変電所の引出口に施設される断路器の供給地点側接続点（送電線路から供給側接続設備を分岐する場合は，送電線路の接続点といたします。）から他の発電所または変電所を経ないで供給地点に至る電線および引込線等をいいます。

(ﾛ) 供　給　地　点

会社間連系点以外の供給地点をいいます。

(ﾊ) 工 事 こ う 長

標準設計にもとづき算定される供給地点から最も近い供給設備までの供給側接続設備のこう長をいい，実際に施設されるこう長とは異なることがあります。

なお，単位は，１メートルとし，その端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。

ホ　低圧で供給する場合，Ⅷ（工事費の負担）の各項において，接続送電サービス契約電力等を増加される場合とは，次の値が増加する場合といたします。

(ｲ) 電灯定額接続送電サービスおよび電灯臨時定額接続送電サービスの場合の契約負荷設備の総容量

(ﾛ) 契　約　電　力

(ﾊ) 契　約　電　流

(ﾆ) 契　約　容　量

なお，19（接続送電サービス）(2)イ(ｲ)によって接続送電サービス契約電力を定める場合で，需要場所における主開閉器の定格電流等を増加されるときは，接続送電サービス契約電力等を増加されるものとみなします。

また，供給電気方式を交流単相２線式標準電圧100ボルトまたは200ボルトから交流単相３線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトに変更される場合は，接続送電サービス契約電力等を増加されるものとみなします。

ヘ　高圧で供給する場合で，19（接続送電サービス）(2)イ(ｲ)によって接続送電サービス契約電力を定めるとき（19〔接続送電サービス〕(2)ニで需要者の発電設備の検査，補修または事故により生じた不足電力の

補給以外の供給分について，19〔接続送電サービス〕⑵イ⑷に準じて値を定める場合を含みます。）は，Ⅷ（工事費の負担）の各項において，接続送電サービス契約電力等を増加される場合とは，需要場所における受電設備の総容量を増加される場合といたします。

⑵　供給地点への特別供給設備の工事費負担金

イ　契約者が新たに接続供給を開始し，または接続送電サービス契約電力等を増加される場合（新たに接続供給を開始される場合で，当該接続供給を開始される前から引き続き当社の供給設備を利用され，かつ，下位の供給電圧に変更されるときを除きます。）で，これにともない当社が新たに供給地点への特別の供給設備を施設するときには，当社は，次の金額を工事費負担金として契約者から申し受けます。

⑷　契約者の希望によって標準設計をこえる設計で供給地点への供給設備を施設する場合は，標準設計工事費をこえる金額

なお，標準設計をこえる設計で供給地点への供給設備を施設する場合とは，次のいずれかに該当する場合をいいます。

a　標準設計をこえる電線または支持物等を施設する場合

b　標準設計による供給側接続設備以外の供給側接続設備により供給する場合

c　その他標準設計をこえる設計で供給に必要な供給地点への供給設備を施設する場合

また，この場合も⑴の工事費負担金を申し受けます。

⑷　架空供給側接続設備で供給できるにもかかわらず，契約者の希望によって地中供給側接続設備を施設する場合は，ａまたはｂの金額

a　標準設計工事費をこえる金額

なお，この場合も⑴の工事費負担金を申し受けます。

b　供給地点が行政庁から認可，認定等を受けている市街地開発事業等（都市計画法第４条第７項に規定する市街地開発事業その他

これらに類する事業をいいます。）に係る区域の場合は，ａにかかわらず，その工事費の全額からケーブル，変圧器，開閉器等の工事費を差し引いた金額

⑵ 65（専用供給設備）によって専用供給設備を施設する場合は，その工事費の全額

なお，この場合には，工事費負担金の対象となる供給設備は，65（専用供給設備）⑵によるものといたします。

ロ 19（接続送電サービス）⑵ニにより接続送電サービス契約電力を定める供給地点において需要者の発電設備の検査，補修または事故により生じた不足電力の補給にあてるための電気の供給のために接続送電サービスを利用される場合または供給地点において予備送電サービスを利用される場合で，これにともない当社が新たに予備供給設備を施設するときには，当社は，その工事費の全額を工事費負担金として契約者から申し受けます。

なお，この場合には，工事費負担金の対象となる供給設備は，供給側接続設備に該当する供給設備といたします。ただし，予備供給設備を専用供給設備として施設する場合は，65（専用供給設備）⑵によるものといたします。

⑶ 供給地点への供給設備を変更する場合の工事費負担金

イ 契約者が接続送電サービス契約電力等または予備送電サービス契約電力の増加にともなわないで，契約者の希望によって供給地点への当社の供給設備を変更する場合（新たに接続供給を開始される場合で，当該接続供給を開始される前から引き続き当社の供給設備を利用され，かつ，下位の供給電圧に変更されるときを含みます。）は，62（引込線の接続），63（計量器等の取付け），64（通信設備の施設）または66（電流制限器等の取付け）によって実費を申し受ける場合を除き，当社は，その工事費の全額を工事費負担金として契約者から申し受けま

す。

ロ　44（託送供給等にともなう協力）によって供給地点への供給設備を新たに施設または変更する場合には，当社は，その工事費の全額を工事費負担金として契約者から申し受けます。

⑷　工事費の算定

⑵および⑶の場合の工事費は，次により算定いたします。

イ　工事費は，契約者が標準設計をこえる設計によることを希望される場合を除き，標準設計工事費といたします。

⑴　標準設計工事費は，工事費負担金の対象となる当社の供給設備の工事に要する材料費，工費および諸掛り（測量監督費，諸経費，補償費，建設分担関連費およびその他の費用を含みます。）の合計額といたします。

なお，撤去工事がある場合は，その合計額から撤去後の資材の残存価額を差し引いた金額に，撤去する場合の諸工費（諸掛りを含みます。）を加えた金額といたします。

また，算定にあたっては，次のとおりといたします。

⑵　材料費は，払出時の単価（電気事業会計規則に定められた方法によって算出した貯蔵品の払出単価等をいいます。）によって算定いたします。

⑶　土地費（電気事業会計規則に定められた固定資産土地として計上される金額をいいます。）は，工事費に含みません。ただし，架空電線路の経過地に当社が地役権を設定する場合は，その設定にともなう費用（地役権の登記に要する費用を除きます。）の50パーセントに相当する金額を工事費に含みます。

⑷　架空電線路の経過地に建造物の構築，竹木の植栽等電線路に支障を及ぼす行為を行なわないことを条件とする補償契約を締結する場合は，その線下補償費の50パーセントに相当する金額を工事費に含

みます。

(ﾎ) 残地補償費は，補償費と明らかに区分されている場合に限り，工事費に含みます。

(ﾍ) 建設分担関連費は，工事期間が12月以上を要し，かつ，工事費が50億円以上の場合に限り，工事費に含みます。

(ﾄ) 契約者の希望により暫定的に利用される供給設備を施設する場合の工事費は，73（臨時工事費）に準じて算定いたします。

ロ　契約者が標準設計をこえる設計によることを希望される場合の工事費は，イに準じて算定いたします。

なお，(2)イ(ｲ)の標準設計工事費をこえる金額は，実際工事費から標準設計工事費を差し引いたものといたします。

ハ　(2)イ(ｲ)または(ﾛ)ａの場合で，その工事費を(1)イ(ｲ)に定める超過こう長１メートル当たりの金額または(1)ロ(ｲ)ａに定める工事費単価にもとづいて算定することが適当と認められるときは，イおよびロにかかわらず，標準設計をこえる設計で施設される供給設備の工事費および標準設計工事費をいずれも(1)イ(ｲ)または(1)ロ(ｲ)ａにもとづいて算定いたします。この場合，超過こう長１メートル当たりの金額を新たに施設される供給側接続設備の全工事こう長に適用して工事費を算定いたします。

ニ　当社が将来の需要を考慮してあらかじめ施設した鉄塔，管路等を利用して供給する場合は，新たに施設される電線路に必要とされる回線数，管路孔数等に応じて次により算定した金額を電線路の工事費に算入いたします。

(ｲ) 鉄塔を利用して電気を供給する場合

$$\text{工事費} \times \frac{\text{使用回線数}}{\text{施設回線数}}$$

(ﾛ) 管路等を利用して電気を供給する場合

$$\text{工事費} \times \frac{\text{使　用　孔　数}}{\text{施設孔数} - \text{予備孔数}}$$

ホ　当社が特別高圧で供給する電気について，施設後３年以内の供給設備を利用する場合は，新たに利用される部分を新たに施設される供給側接続設備とみなします。

なお，この場合の工事費は，⑴ロ(ｲ)ａに準じて算定いたします。

ヘ　⑵ロの場合（特別高圧で供給する場合は，標準電圧20,000ボルト，60,000ボルトまたは100,000ボルトで当社が供給するときに限ります。）の工事費は，次のとおりといたします。

(ｲ)　高圧で供給する場合

⑴イ(ｲ)に定める超過こう長１メートル当たりの金額にもとづいて算定することが適当と認められる場合は，イまたはロにかかわらず，その工事費を⑴イ(ｲ)にもとづいて算定いたします。この場合，超過こう長１メートル当たりの金額を新たに施設される供給側接続設備の全工事こう長に適用して工事費を算定いたします。

(ﾛ)　特別高圧で供給する場合

契約者が標準設計をこえる設計によることを希望される場合を除き，イにかかわらず，⑴ロ(ｲ)ａによって算定いたします。

なお，21（予備送電サービス）によって当社が供給する場合で，供給側接続設備（専用供給設備および予備供給設備を除きます。）と予備供給設備とを同一支持物に同時に施設するときの予備供給設備の工事費は，⑴ロ(ｲ)ａの該当欄の単価の20パーセントを適用して算定いたします。

ト　低圧または高圧で供給する場合で，工事費を当社が定める単位当たりの金額にもとづいて算定することが適当と認められるとき（ハおよびへの場合を除きます。）は，イおよびロにかかわらず，工事費を当該金額にもとづいて算定いたします。

⑸　特例区域等の契約者が新たに接続供給を開始し，または接続送電サービス契約電力等を増加される場合（新たに接続供給を開始される場合で，

当該接続供給を開始される前から引き続き当社の供給設備を利用され，かつ，下位の供給電圧に変更されるときを除きます。）で，これにともない当社が新たに供給地点への供給設備を施設するときには，当社は，⑴または⑵にかかわらず，その工事費の全額を工事費負担金として契約者から申し受けます。

なお，この場合の工事費負担金は，⑵の場合に準じて算定いたします。

⑹　分割接続供給の場合の工事費負担金は，⑴，⑵，⑶，⑷または⑸に準じて算定し，双方の契約者と当社との協議のうえ，一方または双方の契約者から申し受けます。この場合，工事費負担金の算定上，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービス契約電力を接続送電サービス契約電力とみなします。

71　工事費負担金の申受けおよび精算

⑴　当社は，工事費負担金を原則として工事着手前に契約者または発電契約者から申し受けます。

なお，９（検討および契約の申込み）⑷にもとづき系統連系保証金を申し受けた場合または51（契約の変更）⑹ハにもとづき混雑緩和プロセスに関する保証金を申し受けた場合は，系統連系保証金または混雑緩和プロセスに関する保証金を工事費負担金に充当いたします。

⑵　工事費負担金は，次の場合には，工事完成後すみやかに精算するものといたします。

イ　70（供給地点への供給設備の工事費負担金）⑴にもとづき算定される場合は，次に該当するとき。

⑷　設計変更等により，架空供給側接続設備または地中供給側接続設備のいずれかの工事こう長の変更の差異が５パーセントをこえる場合

⑺　その他特別の事情により，工事費負担金に差異が生じた場合

ロ　67（受電地点への供給設備の工事費負担金），68（受電用計量器等の工事費負担金），69（会社間連系設備の工事費負担金），70（供給地点への供給設備の工事費負担金）⑵（70〔供給地点への供給設備の工事費負担金〕⑴イ㈠に定める超過こう長１メートル当たりの金額または70〔供給地点への供給設備の工事費負担金〕⑴ロ㈠ａに定める工事費単価および70〔供給地点への供給設備の工事費負担金〕⑴ロ㈡にもとづいて算定する場合は，イに準ずるものといたします。）および70（供給地点への供給設備の工事費負担金）⑶にもとづき算定される場合は，次に該当するとき。

㈠　低圧または高圧で受電または供給する場合

ａ　設計変更により，電柱（鉄塔，鉄柱を含みます。），電線および変圧器等の主要材料の規格が変更となる場合または主要材料の数量の変更（低圧引込線を除きます。）の差異が５パーセントをこえる場合

ｂ　設計時と払出時との間で材料費の単価に変動が生じた場合（設計から払出しまでの期間が短いときを除きます。）

ｃ　その他特別の事情により，工事費負担金に著しい差異が生じた場合

㈡　特別高圧で受電または供給する場合

原則としてすべての場合

⑶　当社は，工事費負担金を申し受けて施設した受電側接続設備または供給側接続設備の全部または一部を他の契約者または発電契約者と共用する供給設備として利用することがあります。

なお，当社が特別高圧で受電または供給する電気について，その利用が供給設備の施設後３年以内に行なわれる場合で，その受電側接続設備または供給側接続設備を施設したときにさかのぼって２以上の契約者または発電契約者が共用する供給設備として算定した場合の工事費負担金

が既に申し受けた工事費負担金を下回るときは，その差額をお返しいたします。

⑷　当社は，67（受電地点への供給設備の工事費負担金）⑵イ㈠に定める供給設備の全部または一部を他の契約者または発電契約者と共用する供給設備として利用することがあります。

なお，当社が受電する電気または特別高圧で供給する電気について，その利用が供給設備の施設後３年以内に行なわれる場合で，その供給設備を施設したときにさかのぼって２以上の契約者または発電契約者が共用する供給設備として算定した場合の工事費負担金が既に申し受けた工事費負担金を下回るときは，原則としてその差額をお返しいたします。

⑸　当社は，契約者または発電契約者の承諾をえて，専用供給設備を専用供給設備以外の供給設備に変更することがあります。

なお，その変更が供給設備の施設後10年以内に行なわれる場合は，その専用供給設備を施設したときにさかのぼって専用供給設備以外の供給設備として算定した工事費負担金と，既に申し受けた工事費負担金との差額をお返しいたします。

⑹　低圧または高圧で供給する場合，居住用の分譲地として整備された地域等において，原則として１年以内にすべての建物が施設される場合で，すべての供給地点について２以上の契約者が共同して申込みをされたときまたはすべての供給地点について契約者から申込みがあり，かつ，一括して工事費負担金を算定することを希望されるときには，当社は，施設を予定しているすべての建物に対する工事こう長のうち無償こう長に供給地点の数の70パーセントの値を乗じてえた値をこえる部分を超過こう長として算定される70（供給地点への供給設備の工事費負担金）⑴の工事費負担金を当初に申し受けます。

また，工事費負担金契約書に定める期日に既に供給を開始している供給地点の数により工事費負担金を精算いたします。この場合の精算の対

象となる工事こう長は，共同して申込みをされた供給地点の数と供給を開始した供給地点の数とが異なる場合であっても，施設された供給設備に応じたものといたします。

72　供給開始に至らないで契約を廃止または変更される場合等の費用の申受け

⑴　託送供給開始に至らないで接続供給契約または振替供給契約を廃止または変更される場合

供給設備の一部または全部を施設した後，契約者または需要者の都合によって託送供給の開始に至らないで接続供給契約または振替供給契約を廃止または変更される場合は，当社は，要した費用の実費を契約者から申し受けます。

なお，実際に供給設備の工事を行なわなかった場合であっても，測量監督，調達した資材等に費用を要したときは，その実費を契約者から申し受けます。

また，分割接続供給の場合は，要した費用の実費を双方の契約者と当社との協議のうえ，一方または双方の契約者から申し受けます。

⑵　発電量調整供給開始に至らないで発電量調整供給契約を廃止または変更される場合

供給設備の一部または全部を施設した後，発電契約者または発電者の都合によって発電量調整供給の開始に至らないで発電量調整供給契約を廃止または変更される場合等は，当社は，要した費用の実費を発電契約者から申し受けます。ただし，発電契約者との間で電源接続案件一括検討プロセスにもとづき工事費負担金補償金を定める場合は，供給設備の工事を行なう前であっても，原則としてその金額を発電契約者から申し受けます。

なお，電力広域的運営推進機関送配電等業務指針に定める保証金を返

還する事情に該当する場合は，当社は，系統連系保証金をお返しいたします。

また，実際に供給設備の工事を行なわなかった場合であっても，測量監督，調達した資材等に費用を要したときは，その実費を発電契約者から申し受けます。

⑶ 混雑緩和プロセスにともなう供給設備の変更を中止される場合等の費用の申受け

混雑緩和プロセスにともない供給設備の一部または全部を変更した後，発電契約者または発電者の都合によって供給設備の変更を中止される場合等は，当社は，要した費用の実費を発電契約者から申し受けます。ただし，発電契約者との間で混雑緩和プロセスにもとづき工事費負担金補償金を定める場合は，供給設備の工事を行なう前であっても，原則としてその金額を発電契約者から申し受けます。

なお，電力広域的運営推進機関送配電等業務指針に定める混雑緩和プロセスに関する保証金を返還する事情に該当する場合は，当社は，混雑緩和プロセスに関する保証金をお返しいたします。

また，実際に供給設備の工事を行なわなかった場合であっても，測量監督，調達した資材等に費用を要したときは，その実費を発電契約者から申し受けます。

73 臨 時 工 事 費

⑴ 20（臨時接続送電サービス）によって供給する場合で，これにともない新たに供給設備を施設するときには，当社は，新たに施設する供給設備の工事費にその設備を撤去する場合の諸工費（諸掛りを含みます。）を加えた金額から，その撤去後の資材の残存価額を差し引いた金額を，臨時工事費として，契約者から，原則として工事着手前に申し受けます。

なお，低圧または高圧で供給する場合，撤去後の資材の残存価額は，

変圧器，開閉器等の機器についてはその価額の95パーセント，その他の設備についてはその価額の50パーセントといたします。

また，特別高圧で供給する場合，原則として，撤去後の資材のうち変圧器，開閉器等の機器については，契約使用期間１月（１月未満は，１月といたします。）につきその価額の１パーセントを差し引いた金額を残存価額といたします。

⑵　臨時工事費を申し受ける場合は，70（供給地点への供給設備の工事費負担金）の工事費負担金は申し受けません。

⑶　低圧または高圧で供給する場合，新たに施設する供給設備のうち，当社が将来の需要等を考慮して常置し，かつ，無償こう長に相当する部分については臨時工事費を申し受けません。

⑷　分割接続供給の場合の臨時工事費は，⑴，⑵または⑶に準じて算定し，双方の契約者と当社との協議のうえ，一方または双方の契約者から申し受けます。

⑸　臨時工事費の精算は，71（工事費負担金の申受けおよび精算）⑵ロの場合に準ずるものといたします。

74　工事費負担金契約書の作成

当社は，契約者もしくは発電契約者が希望される場合または当社が必要とする場合は，工事費負担金に関する必要な事項について，工事費負担金契約書を作成いたします。

なお，工事費負担金契約の締結は，工事着手前に行ないます。

Ⅸ　保　　安

75　保 安 の 責 任

当社は，受電地点に至るまでの供給設備および供給地点に至るまでの供給設備（当社が所有権を有さない設備を除きます。）ならびに計量器等発電場所内および需要場所内の当社の電気工作物について，保安の責任を負います。

76　保安等に対する発電者および需要者の協力

⑴　次の場合には，発電者または需要者からすみやかにその旨を当社に通知していただきます。この場合には，当社は，ただちに適当な処置をいたします。

イ　発電者または需要者が，引込線，計量器等その発電場所内および需要場所内の当社の電気工作物に異状もしくは故障があり，または異状もしくは故障が生ずるおそれがあると認めた場合

ロ　発電者または需要者が，発電者または需要者の電気工作物に異状もしくは故障があり，または異状もしくは故障が生ずるおそれがあり，それが当社の供給設備に影響を及ぼすおそれがあると認めた場合

⑵　発電者または需要者が，当社の供給設備を使用しないことが明らかな場合で，当社が保安上必要と認めるときは，その期間について，当社は，⑴に準じて，適当な処置をいたします。

⑶　発電者または需要者が，当社の供給設備に直接影響を及ぼすような物件（発電設備等を含みます。）の設置，変更または修繕工事をされる場合は，あらかじめその内容を当社に通知していただきます。また，物件の設置，変更または修繕工事をされた後，その物件が当社の供給設備に直接影響を及ぼすこととなった場合には，すみやかにその内容を当社に

通知していただきます。これらの場合において，保安上とくに必要があるときには，当社は，発電者または需要者にその内容の変更をしていただくことがあります。

⑷　当社は，必要に応じて，託送供給または発電量調整供給の開始に先だち，接続供給電力または発電量調整受電電力をしゃ断する開閉器の操作方法等について，発電者および需要者と協議を行ないます。

77　調　　査

⑴　当社は，法令で定めるところにより，需要者の電気工作物が技術基準に適合しているかどうかを調査いたします。

なお，需要者のお求めに応じ，係員は，所定の証明書を提示いたします。

⑵　調査は，次の事項について行ないます。ただし，必要がないと認められる場合には，その一部を省略することがあります。

イ　絶縁抵抗値または漏えい電流値の測定

ロ　接地抵抗値の測定

ハ　点　　検

⑶　当社は，⑴の調査の結果，技術基準に適合していると認めるときはその旨を，適合していないと認めるときは技術基準に適合させるためにとるべき措置およびその措置をとらなかった場合に生ずると予想される結果を，需要者にお知らせいたします。

なお，調査結果の通知は，調査年月日，係員，調査についての照会先等を記載した文書等により，原則として調査時に行ないます。

78　調査等の委託

⑴　当社は，77（調査）の業務の全部または一部を経済産業大臣の登録を受けた調査機関（以下「登録調査機関」といいます。）に委託すること

があります。

⑵　当社は，⑴によって委託した場合には，委託先の名称，所在地および委託した業務内容等を記載した文書等により，需要者にお知らせいたします。

79　調査に対する需要者の協力

⑴　需要者が電気工作物の変更の工事を行なった場合には，その工事が完成したとき，すみやかにその旨を当社または登録調査機関に通知していただきます。

⑵　当社は，77（調査）⑴により調査を行なうにあたり，必要があるときは，需要者の承諾をえて電気工作物の配線図を提示していただきます。

80　検査または工事の受託

⑴　低圧で供給する場合，契約者または需要者は，保安上必要な電気工作物の検査を当社に申し込むことができます。

⑵　⑴の申込みを受けた場合には，当社は，すみやかに検査を行ないます。この場合には，当社は，検査料として実費を申し受けます。ただし，軽易なものについては，無料とすることがあります。

⑶　低圧で供給する場合，契約者または需要者は，保安上必要な電気工作物の工事を当社に申し込むことができます。

⑷　⑶の申込みを受けた場合には，当社は，できる限りこれを受託いたします。受託したときには，当社は，実費を申し受けます。ただし，電線被覆損傷箇所のテープ巻き等の軽易なものについては，材料費（消耗品を除きます。）のみを申し受けます。

81　自家用電気工作物

需要者の電気工作物のうち自家用電気工作物については，この約款のう

ち次のものは，適用いたしません。

⑴　77（調　　査）

⑵　78（調 査 等 の 委 託）

⑶　79（調査に対する需要者の協力）

⑷　80（検査または工事の受託）

附　　則

附　　則

１　実　施　期　日

この約款は，2025年４月１日から実施いたします。

２　受電電圧および供給電圧についての特別措置

受電電圧および供給電圧については，当社の供給設備の都合でやむをえない場合には，当分の間，本則にかかわらず標準電圧3,000ボルトで託送供給等を行なうことがあります。この場合，料金その他の供給条件は，高圧で託送供給等を行なう場合に準ずるものといたします。

３　揚水発電設備等が設置された需要場所に接続供給を行なう場合の特別措置

⑴に定める適用範囲に該当する接続供給契約で，あらかじめ契約者から申出がある場合は，料金および必要となるその他の供給条件は次のとおりといたします。

⑴　適　用　範　囲

イ　揚水発電設備等が設置された需要場所に供給され，揚水または蓄電された接続供給に係る電気が，当該需要場所以外の需要場所に託送供給される場合であること。

ロ　イの接続供給に係る電気と，それ以外の電気（揚水発電設備等が設置された需要場所内で使用される電気，揚水発電設備等が設置された需要場所内で発電または放電された電気等をいいます。）とを，物理的に区分する等，何らかの方法で明確に区分が可能となるよう措置されており，㈠および㈡を明確に区分して定めることが可能であること。ただし，技術上，経済上やむをえない場合等特別の事情がある場合は，

(ｲ)および(ﾛ)をあらかじめ契約者と当社との協議により定めることがあります。

(ｲ) 当該供給地点におけるイの接続供給に係る電気に相当する最大電力（キロワット），最大電流（アンペア）または最大容量（キロボルトアンペア）（以下「揚水最大電力等」といいます。）およびそれ以外の電気の最大電力，最大電流または最大容量（以下「その他最大電力等」といいます。）

(ﾛ) 当該供給地点におけるイの接続供給に係る電気に相当する電力量（以下「揚水等接続供給電力量」といいます。）およびそれ以外の電気の電力量（以下「その他接続供給電力量」といいます。）

ハ　イおよびロにおける揚水発電設備等については，あらかじめ定められた順序または手続き等にしたがって揚水または蓄電および発電または放電を制御することが可能なものであること。

(2) 接続送電サービス料金または臨時接続送電サービス料金

接続送電サービス料金または臨時接続送電サービス料金は，供給地点ごとに，あらかじめ１年ごとに契約者と当社との協議により揚水発電設備等における揚水または蓄電および発電等に係る電気の損失率（以下「揚水等損失率」といいます。）を定め，19（接続送電サービス）(3)イ(ﾛ)ｃ，(ﾊ)ｃ，(ﾆ)ｃ，(ﾎ)ｃ，(ﾍ)ｃ，(ﾄ)ｃ，ロ(ｲ)ｃ，(ﾛ)ｃ，(ﾊ)ｃ，ハ(ｲ)ｃ，(ﾛ)ｃもしくは(ﾊ)ｃまたは20（臨時接続送電サービス）(3)イ(ﾛ)ｃ，(ﾆ)ｃ，ロ(ﾊ)もしくはハ(ﾊ)の適用にあたっては，接続送電サービス料金または臨時接続送電サービス料金の算定上，イ(ｲ)または(ﾛ)により，接続供給課金対象電力または接続供給課金対象電力量を定め，接続送電サービス契約電力，接続送電サービス契約電流，接続送電サービス契約容量，臨時接続送電サービス契約電流，臨時接続送電サービス契約容量もしくは臨時接続送電サービス契約電力または接続供給電力量に代えて適用いたします。

なお，高圧または特別高圧で供給する場合で，１年を通じて最大需要電力等が夜間時間に発生するときのピークシフト電力は，19（接続送電サービス）⑷ロにかかわらず，ロといたします。

イ　接続供給課金対象電力または接続供給課金対象電力量

⑴　接続供給課金対象電力

当該供給地点における接続供給課金対象電力（キロワット）は，次のとおりといたします。ただし，接続供給課金対象電力の算定上，10アンペアおよび１キロボルトアンペアを１キロワットとみなします。

接続供給課金対象電力

＝揚水最大電力等×揚水等損失率＋その他最大電力等

⑵　接続供給課金対象電力量

当該供給地点における接続供給課金対象電力量は，次のとおりといたします。

接続供給課金対象電力量

＝揚水等接続供給電力量×揚水等損失率＋その他接続供給電力量

ロ　１年を通じての最大需要電力等が夜間時間に発生する場合のピークシフト電力

高圧または特別高圧で供給する場合のピークシフト電力は，需要者の負荷移行により昼間時間から夜間時間に移行された増分電力をいい，その需要者の接続送電サービス契約電力からその需要者の１年を通じての昼間時間における接続供給電力の最大値を差し引いた値を上限として，夜間時間に移行する負荷設備の容量（キロワット），揚水最大電力等およびその他最大電力等，揚水等損失率等にもとづき，あらかじめ契約者と当社との協議によって定めます。

なお，各月の昼間時間における接続供給電力の最大値の実績等から，ピークシフト電力が不適当と認められる場合には，すみやかにピーク

シフト電力を適正なものに変更していただきます。

ハ　そ　　の　　他

(ｲ)　19（接続送電サービス）(3)イ(ｲ)ａに該当する場合は，19（接続送電サービス）(3)イ(ﾛ)ａ，(ﾊ)ａまたは(ﾆ)ａにかかわらず，電灯標準接続送電サービス，電灯時間帯別接続送電サービスまたは電灯従量接続送電サービス（自己等への電気の供給の用に供する接続供給の場合に限ります。）を適用いたします。

(ﾛ)　20（臨時接続送電サービス）(3)イ(ｲ)ａに該当する場合は，20（臨時接続送電サービス）(3)イ(ﾛ)ａにかかわらず，電灯臨時接続送電サービスを適用いたします。

(ﾊ)　20（臨時接続送電サービス）(3)イ(ﾊ)ａに該当する場合は，20（臨時接続送電サービス）(3)イ(ﾆ)ａにかかわらず，動力臨時接続送電サービスを適用いたします。

(3)　電力および電力量の算定

当社または当社の供給区域で事業を営む配電事業者が指定する系統安定上必要な調整機能を有する揚水発電設備等であって別途当社または当社の供給区域で事業を営む配電事業者と調整に関する契約を締結する設備が設置された需要場所に接続供給を行なう場合で，電気の使用に係る調整を行なうときは，接続対象計画電力量，接続対象計画差対応補給電力量および接続対象計画差対応余剰電力量は，31（電力および電力量の算定）(12)，(22)および(23)にかかわらず，次のとおりといたします。

イ　接続対象計画電力量

接続対象計画電力量は，30分ごとの接続対象電力量の計画値（供給地点が複数ある場合はその合計といたします。）で，契約者があらかじめ電力広域的運営推進機関を通じて当社に通知するものといたします。

なお，当社または当社の供給区域で事業を営む配電事業者が指定す

る系統安定上必要な調整機能を有する揚水発電設備等であって別途当社または当社の供給区域で事業を営む配電事業者と調整に関する契約を締結する設備が設置された需要場所に接続供給を行なう場合で，電気の使用に係る調整を行なうときは，契約者は，別途，当該供給地点における30分ごとの接続対象電力量の計画値をあらかじめ電力広域的運営推進機関を通じて当社に通知するものといたします。

ロ　接続対象計画差対応補給電力量

接続対象計画差対応補給電力量は，30分ごとの接続対象電力量がその30分における接続対象計画電力量を上回る場合に，30分ごとに，次の式により算定された値といたします。ただし，接続対象計画差対応補給電力量の算定上，当社または当社の供給区域で事業を営む配電事業者が指定する系統安定上必要な調整機能を有する揚水発電設備等であって別途当社または当社の供給区域で事業を営む配電事業者と調整に関する契約を締結する設備が設置された需要場所に接続供給を行なう場合で，電気の使用に係る調整を行なったとき（揚水発電設備等の故障等が発生したときを除きます。）は，31（電力および電力量の算定）⑻にかかわらず，当該供給地点におけるその30分ごとの接続対象電力量の計画値にもとづき算定される当該供給地点におけるその30分ごとの接続供給電力量の計画値を当該供給地点におけるその30分ごとの接続供給電力量とみなし，接続対象電力量を算定いたします。

接続対象計画差対応補給電力量

＝接続対象電力量－接続対象計画電力量

ハ　接続対象計画差対応余剰電力量

接続対象計画差対応余剰電力量は，30分ごとの接続対象電力量がその30分における接続対象計画電力量を下回る場合に，30分ごとに，次の式により算定された値といたします。ただし，接続対象計画差対応余剰電力量の算定上，当社または当社の供給区域で事業を営む配電事

業者が指定する系統安定上必要な調整機能を有する揚水発電設備等であって別途当社または当社の供給区域で事業を営む配電事業者と調整に関する契約を締結する設備が設置された需要場所に接続供給を行なう場合で，電気の使用に係る調整を行なったとき（揚水発電設備等の故障等が発生したときを除きます。）は，31（電力および電力量の算定）⑻にかかわらず，当該供給地点におけるその30分ごとの接続対象電力量の計画値にもとづき算定される当該供給地点におけるその30分ごとの接続供給電力量の計画値を当該供給地点におけるその30分ごとの接続供給電力量とみなし，接続対象電力量を算定いたします。

接続対象計画差対応余剰電力量

＝接続対象計画電力量－接続対象電力量

⑷　計量器等の取付け

料金の算定上必要な計量器等については，63（計量器等の取付け）によるものといたします。また，⑴イの接続供給に係る電気と，それ以外の電気（揚水発電設備等が設置された需要場所内で使用される電気，揚水発電設備等が設置された需要場所内で発電または放電された電気等をいいます。）とを，⑴ロによって区分する場合には，区分するために必要な計量器およびその付属装置は，原則として，当社の所有とし，当社の負担で取り付けます。

⑸　供給電圧と計量電圧が異なる場合の取扱い

接続供給電力量および最大需要電力等は，30（計量）および附則６（受電電圧および供給電圧と計量電圧が異なる場合の取扱い）にかかわらず，供給電圧と異なった電圧で計量することがあります。この場合，接続供給電力量および最大需要電力等は，計量された接続供給電力量および最大需要電力等を，供給電圧と同位にするために，あらかじめ契約者と当社との協議によって定められた損失補正率によって修正したものといたします。

⑹　分割接続供給の場合の取扱い

イ　この特別措置の適用を希望される場合は，あらかじめ双方の契約者で協議のうえ，当社へ申し出ていただきます。

ロ　この特別措置は，それぞれの契約者に係る接続送電サービスまたは臨時接続送電サービスに適用するものとし，それぞれの契約者に係る接続送電サービスまたは臨時接続送電サービスの取扱いは，⑴および⑵に準ずるものといたします。また，この場合は，33（料金の算定）⑾または⑿にもとづき料金の調整を行なうために，１供給地点につき，１接続送電サービスまたは１臨時接続送電サービスを適用したときの接続送電サービスまたは臨時接続送電サービスにおいてもこの特別措置を適用するものとし，当該接続送電サービスまたは臨時接続送電サービスの取扱いは，⑴および⑵に準ずるものといたします。

なお，揚水等損失率は，あらかじめ１年ごとに双方の契約者と当社との協議により供給地点ごとに定め，それぞれの契約者に係る接続送電サービス料金または臨時接続送電サービス料金および１供給地点につき，１接続送電サービスまたは１臨時接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービス料金または臨時接続送電サービス料金の算定にあたり，同一の値を使用するものといたします。

４　発電量調整供給契約についての特別措置（再生可能エネルギー発電設備）

⑴　契約者が特定契約を締結している場合もしくは特定送配電事業者が特定契約を締結している場合または契約者が当社と再生可能エネルギー電気卸供給契約を締結し，指定した再生可能エネルギー発電設備から電気を調達する場合は，原則として，契約者または特定送配電事業者との間で発電量調整供給契約を締結し，特例発電バランシンググループを設定していただきます。この場合，契約者が締結する特定契約に係る再生可

能エネルギー発電設備，特定送配電事業者が締結する特定契約に係る再生可能エネルギー発電設備および当社との再生可能エネルギー電気卸供給契約に係る再生可能エネルギー発電設備は，同一のバランシンググループに属することはできないものといたします。

⑵ ⑴により発電量調整供給契約を締結する場合において，発電量調整供給契約（発電者から電気を受電する場合に限ります。）の申込みに先だち，契約者（当社と再生可能エネルギー電気卸供給契約を締結する契約者を除きます。）または特定送配電事業者は，受電地点特定番号を明らかにして，申込書（当社所定の様式によります。）により，受電側接続検討の申込みをしていただきます。

⑶ ⑴により発電量調整供給契約を締結する場合において，発電者が特定契約を締結する電気事業者の変更を希望され，または契約者が当社もしくは特定送配電事業者との再生可能エネルギー電気卸供給契約の変更を希望されることにともない当該発電者に係る発電量調整供給契約を変更するときは，当社は，51（契約の変更）⑵に準じて契約を変更していただくことがあります。

⑷ ⑴により発電量調整供給契約を締結する場合において，契約者が特定送配電事業者と再生可能エネルギー電気卸供給契約を締結し，指定した再生可能エネルギー発電設備から電気を調達することを希望されるときは，契約者は，当社が受電地点において発電量調整供給を行なう際に必要となる事項について，特定送配電事業者が当社に通知する旨を承諾した文書を提出していただきます。

⑸ ⑴により発電量調整供給契約を締結する場合において，契約者（特定送配電事業者が契約者となる場合を除きます。）が希望されるときは，契約者の指定する発電バランシンググループ（当該発電バランシンググループにおける特定契約が2016年４月１日以降に締結され，かつ，再生可能エネルギー特別措置法第２条第３項第５号に定めるバイオマスを電

気に変換する認定発電設備〔以下「バイオマス発電設備」といいます。〕であって化石燃料を混焼するもの〔再生可能エネルギー特別措置法施行規則第14条第８号ニに定める地域資源バイオマス発電設備を除きます。〕であるときを除きます。）に係る料金および必要となるその他の供給条件は次のとおりといたします。

イ　８（契約の要件）⑵イは，適用いたしません。

ロ　発電量調整供給に係る料金は，18（料金）⑵にかかわらず，18（料金）⑵に定める料金，ホにより算定されるインバランスリスク料および再生可能エネルギー予測誤差対応調整力確保料といたします。ただし，契約者が当社と再生可能エネルギー電気卸供給契約を締結し，指定した再生可能エネルギー発電設備から電気を調達する場合は，インバランスリスク料および再生可能エネルギー予測誤差対応調整力確保料は申し受けません。

ハ　特例発電バランシンググループに係る発電量調整供給の料金単価は，23（発電量調整受電計画差対応電力）⑵イ㈠およびロ㈠にかかわらず，託送供給等約款料金算定規則第29条（卸電力取引所が公表する額に限ります。）にもとづき，30分ごとに算定される金額といたします。

ただし，契約者が特定契約を締結している場合の特例発電バランシンググループに係る発電量調整供給の料金単価は，23（発電量調整受電計画差対応電力）⑵イ㈠およびロ㈠にかかわらず，託送供給等約款料金算定規則附則第３条（卸電力取引所が公表する額に限ります。）にもとづき，30分ごとに算定される金額といたします。

この場合，23（発電量調整受電計画差対応電力）⑵イ㈡およびロ㈡にかかわらず，発電量調整受電計画差対応補給電力料金は，特例発電バランシンググループに係る発電量調整供給およびその他の発電バランシンググループに係る発電量調整供給について，それぞれ23（発電量調整受電計画差対応電力）⑵イ㈡に準じて算定したものの合計とし，

発電量調整受電計画差対応余剰電力料金は，特例発電バランシンググループに係る発電量調整供給およびその他の発電バランシンググループに係る発電量調整供給について，それぞれ23（発電量調整受電計画差対応電力）⑵ロ(ロ)に準じて算定したものの合計といたします。

ニ　特例発電バランシンググループに係る給電指令時補給電力料金単価は，26（給電指令時補給電力）⑵ニにかかわらず，託送供給等約款料金算定規則第29条（卸電力取引所が公表する額に限ります。）にもとづき，30分ごとに算定される金額といたします。

なお，契約者が特定契約を締結している場合の特例発電バランシンググループに係る給電指令時補給電力料金単価は，26（給電指令時補給電力）⑵ニにかかわらず，託送供給等約款料金算定規則附則第３条（卸電力取引所が公表する額に限ります。）にもとづき，30分ごとに算定される金額といたします。ただし，39（給電指令の実施等）⑵ホの場合で，ノンファーム電源に対して出力の抑制を実施したときの給電指令時補給電力料金単価は，39（給電指令の実施等）⑸により補給される電気を使用されているときの翌日取引を行なうための卸電力取引市場における30分ごとの売買取引の価格（売買取引に係る電力の受渡しが連系設備の送電容量等による制限を受けるものとして当社の供給区域において売買取引を行なうものに限ります。）に消費税等相当額を加えた金額とし，当社が30分ごとに設定するものといたします。

この場合，26（給電指令時補給電力）⑵ロにかかわらず，給電指令時補給電力料金は，特例発電バランシンググループに係る補給およびその他の発電バランシンググループに係る補給について，それぞれ26（給電指令時補給電力）⑵ロに準じて算定したものの合計といたします。

ホ　インバランスリスク料は，特例発電バランシンググループにおける30分ごとの発電量調整受電電力量にインバランスリスク単価を適用し

てえられる金額のその１月の合計（合計額が負となる場合は零といたします。）といたします。また，再生可能エネルギー予測誤差対応調整力確保料は，特例発電バランシンググループにおける30分ごとの発電量調整受電電力量に，再生可能エネルギー予測誤差対応単価（再生可能エネルギー特別措置法施行規則に定める再生可能エネルギー予測誤差対応調整力確保に係る単価をいいます。）を適用してえられる金額のその１月の合計といたします。

ヘ　インバランスリスク料および再生可能エネルギー予測誤差対応調整力確保料について必要となるその他の事項については，発電量調整受電計画差対応補給電力料金に準じて次の各項によるものといたします。

(ｲ)　29（料金の算定期間）

(ﾛ)　33（料 金 の 算 定）

(ﾊ)　34（支払義務の発生および支払期日）

(ﾆ)　35（料金その他の支払方法）

(ﾎ)　36（保　　証　　金）

(ﾍ)　48（違　　約　　金）

(ﾄ)　55（解　　約　　等）

ト　当社は，30分ごとの契約者が締結する特定契約または当社もしくは特定送配電事業者との再生可能エネルギー電気卸供給契約に係る発電量調整受電計画電力量を決定し，原則として発電量調整供給実施日の前々日の午後４時までに契約者に通知いたします。

また，当社は，当該発電量調整受電計画電力量の見直しを行ない，変更後の発電量調整受電計画電力量を決定し，原則として発電量調整供給実施日の前日午前６時までに契約者に再通知いたします。

なお，契約者は，必要に応じて発電量調整受電計画電力量の決定に必要となる事項に関する文書を当社に提出していただきます。

チ　ローカル系統における電気の潮流が系統安定度等にもとづき算定さ

れる運用可能な容量を超過し，または超過するおそれがある場合で，当社がノンファーム電源の出力の抑制に係る通知を発電者または契約者に行なったときは，トにかかわらず，契約者は，発電量調整受電計画電力量の見直しを行なっていただきます。

リ　契約者は，発電量調整供給の実施に先だち，変更後の発電量調整受電計画電力量にもとづき発電計画を所定の様式により電力広域的運営推進機関を通じて当社に通知していただきます。

ヌ　リで定めた計画を変更する必要が生じた場合には，すみやかに当社に通知していただきます。

ル　この料金その他の供給条件の適用を開始した後１年間はこの料金その他の供給条件の適用を継続していただきます。また，この料金その他の供給条件の適用を終了した後１年間はこの料金その他の供給条件を適用いたしません。

⑹　⑴により発電量調整供給契約を締結する場合において，契約者が当社と再生可能エネルギー電気卸供給契約を締結し，指定した再生可能エネルギー発電設備から電気を調達するときは，契約者の指定する発電バランシンググループ（⑸において，契約者が希望される場合を除きます。）に係る料金および必要となるその他の供給条件は次のとおりといたします。

イ　発電量調整供給に係る料金は，18（料金）⑵にかかわらず，18（料金）⑵に定める料金およびロにより算定されるインバランスリスク料といたします。

ロ　インバランスリスク料は，特例発電バランシンググループにおける30分ごとの発電量調整受電電力量にインバランスリスク単価を適用してえられる金額のその１月の合計（合計額が負となる場合は零といたします。）といたします。

ハ　インバランスリスク料について必要となるその他の事項については，

発電量調整受電計画差対応余剰電力料金に準じて次の各項によるものといたします。

(ｲ) 29（料金の算定期間）

(ﾛ) 33（料 金 の 算 定）

(ﾊ) 34（支払義務の発生および支払期日）

(ﾆ) 35（料金その他の支払方法）

(7) (1)により発電量調整供給契約を締結する発電場所（低圧で受電する場合に限ります。）において，イに該当する複数の発電設備等（各発電設備等の出力が10キロワット未満の場合に限ります。また，特定送配電事業者が特定契約を締結する再生可能エネルギー発電設備を除きます。）を使用する発電場所で，契約者または発電契約者から適用の申出がある場合は，当分の間，必要となるその他の供給条件は，ロからホのとおりといたします。

イ 適　　用

次のいずれかに該当する場合に適用いたします。

(ｲ) 特定契約に係る再生可能エネルギー発電設備とそれ以外の発電設備等を設置する発電場所で，特定契約に係る再生可能エネルギー発電設備以外の電気を発電契約者が受電する場合

(ﾛ) 特定契約に係る再生可能エネルギー発電設備を複数設置する発電場所で，契約者が特定契約を締結する再生可能エネルギー発電設備と当社が特定契約を締結する再生可能エネルギー発電設備が混在する場合または当社の再生可能エネルギー電気卸供給約款にもとづき指定した再生可能エネルギー発電設備から電気を調達する場合

ロ 供給および契約の単位

当社は，15（供給および契約の単位）(1)にかかわらず，１発電場所について１系統連系受電サービスを適用（当社が特定契約を締結している場合〔発電契約者が発電者との間で電力受給に関する契約を締結

している場合を除きます。〕を除きます。）し，１電気方式，１引込，２計量をもって発電量調整供給を行ないます。この場合，当該発電場所に係る発電バランシンググループは，計量区分ごとに発電バランシンググループを設定していただきます。

ハ　計　　量

当社は，30（計量）⑴にかかわらず，発電量調整受電電力量は，受電地点ごとに取り付けた記録型等計量器および複数の発電設備等を区分するために取り付けた記録型等計量器により，受電電圧と同位の電圧で，30分単位で計量いたします。また，受電地点に取り付けた記録型等計量器で計量された電力量と複数の発電設備等を区分するために取り付けた記録型等計量器で計量された電力量の差し引きにより，30分ごとに，発電バランシンググループごとに，電力量を仕訳いたします。この場合，31（電力および電力量の算定）の電力および電力量の算定上，仕訳後の電力量を受電地点で計量された電力量とみなします。

ニ　38（託送供給等の実施）⑶ホは，適用いたしません。

ホ　イの適用を廃止しようとされる場合またはイの適用に該当しなくなった場合は，当該発電場所に係る取扱いを終了させるための適当な処置を行ないます。

なお，必要に応じて契約者，発電契約者および発電者に協力していただきます。

⑻　契約者が化石燃料を混焼するバイオマス発電設備から契約者が締結する特定契約に係る電気を受電する場合，当該バイオマス発電設備に係る発電量調整受電電力量は，次のとおりといたします。

イ　特例発電バランシンググループに係る発電量調整受電電力量は，当該バイオマス発電設備の受電地点で30分ごとに計量された電力量に，当該バイオマス発電設備のバイオマス比率（発電により得られる電気の量に占めるバイオマスを変換して得られる電気の量の割合をいい，

特定契約の料金の算定期間ごとに算定される値といたします。）を乗じてえた値とし，30分ごとに算定いたします。

ロ　契約者は，当該バイオマス発電設備の受電地点において他の特例発電バランシンググループに係る発電量調整供給契約等と同一計量する場合は，イの電力量の仕訳に係る順位を，38（託送供給等の実施）⑶ホに準じて電力広域的運営推進機関を通じて当社に通知していただきます。

ハ　イのバイオマス比率は，算定後すみやかに契約者から当社に通知していただきます。この場合，当社は，必要に応じて，バイオマス比率の算定根拠に関する文書を契約者から提出していただきます。

ニ　特例発電バランシンググループと同一計量する発電バランシンググループに係る発電量調整受電電力量は，当該バイオマス発電設備の受電地点で計量された30分ごとの電力量からイおよびロにより算定された特例発電バランシンググループに係る30分ごとの発電量調整受電電力量を差し引いた値にもとづき，本則に準じて算定いたします。

⑼　その他の事項については，発電契約者および発電者の場合に準ずるものといたします。

５　離島についての特別措置

⑴　系統連系受電サービス料金

イ　電気事業法第２条第１項第８号イに定める離島（以下「離島」といいます。）における系統連系受電サービスの基本料金は，22（系統連系受電サービス）⑶イにかかわらず，次のとおりといたします。

系統連系受電課金対象電力１キロワットにつき	ロ(イ)に定める離島	７９円５７銭
	ロ(ロ)に定める離島	７９円５３銭

ロ　離　　島

(ｲ)　特別高圧系統のある離島

対馬島，海栗島，泊島，赤島，沖ノ島，島山島，壱岐島，若宮島，原島，長島，大島，種子島，奄美大島，加計呂麻島，与路島，請島，馬毛島

(ﾛ)　特別高圧系統のない離島

小呂島，上甑島，中甑島，下甑島，竹島，硫黄島，黒島，口之島，中之島，平島，諏訪之瀬島，悪石島，小宝島，宝島，屋久島，口永良部島，喜界島，徳之島，沖永良部島，与論島

(2)　発電量調整受電計画差対応補給電力料金単価等

離島における発電量調整受電計画差対応補給電力料金単価，接続対象計画差対応補給電力料金単価，需要抑制量調整受電計画差対応補給電力料金単価または給電指令時補給電力料金単価については，23（発電量調整受電計画差対応電力）(2)イ(ﾊ)，24（接続対象計画差対応電力）(2)イ(ﾊ)，25（需要抑制量調整受電計画差対応電力）(2)イ(ﾊ)，26（給電指令時補給電力）(1)ニまたは(2)ニにかかわらず，次のとおりといたします。

１キロワット時につき	４５円６０銭

ただし，当社が指定する要件を有する発電設備等またはファーム電源であって別途当社と給電指令時補給電力料金に関する契約を締結する設備に係る給電指令時補給電力料金単価は，当該契約によるものといたします。

(3)　発電量調整受電計画差対応余剰電力料金単価等

離島における発電量調整受電計画差対応余剰電力料金単価，接続対象計画差対応余剰電力料金単価または需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力料金単価については，23（発電量調整受電計画差対応電力）(2)ロ(ﾊ)，24（接続対象計画差対応電力）(2)ロ(ﾊ)または25（需要抑制量調整受電計

画差対応電力）⑵ロ㈠にかかわらず，次のとおりといたします。

１キロワット時につき	１７円７９銭

６　受電電圧および供給電圧と計量電圧が異なる場合の取扱い

発電量調整受電電力量，接続供給電力量，最大連系電力等および最大需要電力等は，30（計量）にかかわらず，当分の間，やむをえない場合には，受電電圧および供給電圧と異なった電圧で計量いたします。この場合，発電量調整受電電力量，接続供給電力量，最大連系電力等および最大需要電力等は，計量された発電量調整受電電力量，接続供給電力量，最大連系電力等および最大需要電力等を，受電電圧および供給電圧と同位にするために原則として３パーセントの損失補正率によって修正したものといたします。

７　記録型等計量器以外の計量器で計量する場合の特別措置

⑴　低圧で供給する場合で，30分ごとに計量することができない計量器（以下「記録型等計量器以外の計量器」といいます。）で計量するときの接続供給電力量および接続送電サービス契約電力については，次のとおりといたします。

イ　移行期間における30分ごとの接続供給電力量

その１月のうち記録型等計量器以外の計量器で計量する期間（以下「移行期間」といいます。）における30分ごとの接続供給電力量は，移行期間において計量された接続供給電力量を移行期間における30分ごとの接続供給電力量として均等に配分してえられる値といたします。ただし，移行期間の接続供給電力量を時間帯区分ごとに計量する場合は，移行期間において各時間帯区分ごとに計量された接続供給電力量をそれぞれの時間帯区分の30分ごとの接続供給電力量として均等に配

分してえられる値といたします。

ロ　移行期間において料金の変更があった場合の30分ごとの接続供給電力量

ハ，19（接続送電サービス）⑵イ(ロ)，(ハ)または20（臨時接続送電サービス）⑵イによって，接続送電サービス契約電力，接続送電サービス契約電流，接続送電サービス契約容量，臨時接続送電サービス契約電流，臨時接続送電サービス契約容量または臨時接続送電サービス契約電力を定める場合で，移行期間において，接続送電サービスの種別，臨時接続送電サービスの種別，接続送電サービス契約電力，接続送電サービス契約電流，接続送電サービス契約容量，臨時接続送電サービス契約電流，臨時接続送電サービス契約容量，臨時接続送電サービス契約電力等を変更したことにより，料金に変更があったときは，移行期間における接続供給電力量を，料金の変更のあった日の前後の期間の日数にそれぞれ接続送電サービス契約電力，接続送電サービス契約電流，接続送電サービス契約容量，臨時接続送電サービス契約電流，臨時接続送電サービス契約容量または臨時接続送電サービス契約電力を乗じた値の比率により区分して算定いたします。

この場合，移行期間における料金の変更のあった日の前後の接続供給電力量を，イに準じて，30分ごとの接続供給電力量として均等に配分いたします。

ハ　接続送電サービス契約電力

契約者が19（接続送電サービス）⑵イ(イ)によって接続送電サービス契約電力を定めることを希望される場合は，当分の間，19（接続送電サービス）⑵イ(イ)にかかわらず，供給地点ごとに，負荷設備の容量等を基準として，契約者と当社との協議によって定めることがあります。

⑵　発電量調整供給の場合で，当該発電量調整供給に係る発電量調整受電電力量を記録型等計量器以外の計量器で計量するときの30分ごとの発電

量調整受電電力量の計量値は，当分の間，発電契約者と当社との協議によって定めます。

なお，高圧または特別高圧で受電する場合の最大連系電力等は，原則として，発電量調整受電電力の最大値といたします。

8　発電量調整供給に係る発電設備等が調整電源に該当する場合の特別措置

⑴　１発電場所において，調整電源に該当する発電設備等が複数存在する場合で，当該複数の調整電源のうち，一部の調整電源の故障等が発生したときは，31（電力および電力量の算定）⑳イおよび㉑イにおける発電量調整受電計画差対応補給電力量および発電量調整受電計画差対応余剰電力量の算定上，31（電力および電力量の算定）⑵イにかかわらず，発電契約者と当社との協議によってその30分ごとに定めた値を，当該受電地点におけるその30分ごとの発電量調整受電電力量とみなします。

⑵　１発電場所において，調整電源に該当する発電設備等と調整電源に該当しない発電設備等が混在する場合は，調整電源に該当する発電設備等と調整電源に該当しない発電設備等を異なる発電バランシンググループに設定していただきます。また，当該受電地点における30分ごとの電力量および電力量の計画値は，発電契約者と当社との協議によって発電バランシンググループごとに定めます。この場合，31（電力および電力量の算定）の電力および電力量の算定上，協議により定めた値を，当該受電地点において30分ごとに計量された電力量および当該受電地点において当社が発電契約者から受電する電気の30分ごとの電力量の計画値とみなします。

9　損害賠償の免責についての特別措置（再生可能エネルギー発電設備）

発電者が再生可能エネルギー特別措置法附則第４条第１項に定める旧特定供給者に該当する場合で，39（給電指令の実施等）によって発電者の発

電もしくは放電を制限し，または中止したことにより，発電者が損害（再生可能エネルギー特別措置法施行規則第14条第８号トにおいて特定契約申込者が補償を求めることができるとされている場合の損害に限ります。）を受けたときは，49（損害賠償の免責）⑵にかかわらず，発電契約者のお求めに応じ，当社は，当該損害について，再生可能エネルギー特別措置法施行規則第14条第８号トに定める額を限度として，補償するものといたします。

なお，当社は，同一の原因により発電契約者または発電者の受けた当該損害について，賠償の責めを負いません。

10　受電地点への供給設備の工事費負担金（電源接続案件募集プロセス）

２以上の発電契約者が受電地点への供給設備の全部または一部を共用する場合であって，発電契約者ごとの共用部分の工事費を電源接続案件募集プロセスにおける入札等によって算定するときは，67（受電地点への供給設備の工事費負担金）⑹ロにかかわらず，当該入札等において算定された金額を，発電契約者ごとの共用部分の工事費といたします。

11　発電量調整供給開始に至らないで発電量調整供給契約を廃止または変更される場合の費用の申受け（電源接続案件募集プロセス）

供給設備の一部または全部を施設した後，発電契約者または発電者の都合によって発電量調整供給の開始に至らないで発電量調整供給契約を廃止または変更される場合等で，発電契約者との間で電源接続案件募集プロセスにもとづき入札保証金および工事費負担金補償金等を定めるときは，72（供給開始に至らないで契約を廃止または変更される場合等の費用の申受け）⑵ただし書にかかわらず，供給設備の工事を行なう前であっても，原則としてその金額を発電契約者から申し受けます。

12　軽負荷期等における電気の使用に係る特別措置

⑴　需要者の発電設備の停止または出力の抑制により生じた不足電力の補給にあてるための電気を使用される場合における特別措置

イに定める適用範囲に該当する接続供給契約で，あらかじめ契約者からこの特別措置の適用の申出がある場合の料金および必要となるその他の供給条件は，当分の間，次のとおりといたします。

イ　適　用　範　囲

契約者が次の時間帯に，19（接続送電サービス）⑵ニによって接続送電サービス契約電力を定める供給地点において，需要者の発電設備の停止または出力の抑制により生じた不足電力の補給にあてるための電気を使用する場合に適用いたします。

⑴　軽負荷期（毎年４月１日から５月31日までおよび10月１日から11月30日までの期間をいいます。）における毎日午前８時から午後４時までの時間

⑵　その他期（軽負荷期以外の期間をいいます。）における土曜日，日曜日，「国民の祝日に関する法律」に規定する休日，１月２日，１月３日，12月30日および12月31日の午前８時から午後４時までの時間

⑶　再生可能エネルギー発電設備出力抑制対象時間（当社が再生可能エネルギー発電設備の出力抑制の可能性または出力抑制の要請を公表した場合における当該出力抑制の対象となる時間帯をいいます。）

ロ　特別措置の適用申込みおよび使用の申出

⑴　契約者は，この特別措置の適用を希望する供給地点に係る事項（需要者の名称，需要場所〔供給地点特定番号を含みます。〕）を明らかにして，当社所定の様式により，申込みをしていただきます。

⑵　原則として，当社が指定する期限までに，使用の申出をしていた

だきます。

(ﾊ) 15（供給および契約の単位）(2)ロによって当社が分割接続供給を行なう場合で，この特別措置の適用を希望され，需要者の発電設備の停止または出力の抑制により生じた不足電力の補給にあてるための電気を使用されるときは，あらかじめ双方の契約者で協議のうえ，(ｲ)および(ﾛ)に準じて，申込みおよび申出をしていただきます。

ハ　接続送電サービス契約電力

接続送電サービス契約電力は，19（接続送電サービス）(2)ニによって定めた値といたします。

なお，19（接続送電サービス）(2)ニの不足電力の補給にあてるための電気の供給分以外の供給分の算定上，この特別措置により電気を使用されたその１月の最大需要電力等は，その１月の最大需要電力等から19（接続送電サービス）(2)ニの不足電力の補給の供給分につき，契約者と当社との協議によって定めた値を差し引いたものといたします。

ニ　接続送電サービス料金

この特別措置により電気を使用したときの基本料金は，19（接続送電サービス）(3)ロ(ｲ)ｃ(a)，(ﾛ)ｃ(a)，ハ(ｲ)ｃ(a)または(ﾛ)ｃ(a)における需要者の発電設備の検査，補修または事故により生じた不足電力の補給にあてるための電気をまったく使用しないときに準じて算定いたします。ただし，その１月にこの特別措置により電気を使用し，かつ，需要者の発電設備の検査，補修または事故により生じた不足電力の補給にあてるための電気を使用したときの基本料金は，19（接続送電サービス）(3)ロ(ｲ)ｃ(a)，(ﾛ)ｃ(a)，ハ(ｲ)ｃ(a)または(ﾛ)ｃ(a)に準じて算定いたします。

ホ　そ　の　他

(ｲ) 当社は，契約者との間で，この特別措置の適用に必要となる事項について，別途覚書を締結することがあります。

⑵　当社は，電気の需給状況その他によってやむをえない場合には，この特別措置の適用をしないことがあります。

⑵　１年を通じての最大需要電力等が負荷移行先時間に発生する場合の取扱いについての特別措置

イ　19（接続送電サービス）⑷の適用を受ける供給地点において，需要者が土曜日もしくは軽負荷期における平日の昼間時間または再生可能エネルギー発電設備出力抑制対象時間に負荷移行を行ない，１年を通じての最大需要電力等が負荷移行先時間（夜間時間，土曜日，軽負荷期における平日の昼間時間および再生可能エネルギー発電設備出力抑制対象時間をいいます。）に発生する場合で，契約者と当社との協議がととのったときのその供給地点の各月の接続送電サービス料金は，当分の間，19（接続送電サービス）⑷にかかわらず，19（接続送電サービス）⑶によって算定された金額から⑴によって算定されたピークシフト割引額を差し引いたものといたします。

⑴　ピークシフト割引額

ピークシフト割引額は，19（接続送電サービス）⑷イに準じて算定された金額といたします。この場合，19（接続送電サービス）⑷イにいうロのピークシフト電力は，⑵のピークシフト電力といたします。

⑵　ピークシフト電力

ピークシフト電力は，その需要者の接続送電サービス契約電力からその需要者の１年を通じての負荷移行元時間（負荷移行先時間以外の時間をいいます。）における接続供給電力の最大値を差し引いた値を上限として，負荷移行先時間に移行する負荷設備の容量（キロワット）等にもとづき，あらかじめ契約者と当社との協議によって定めます。

なお，分割接続供給の場合は，それぞれの契約者に係るピークシ

フト電力とあわせて，33（料金の算定）⑾にもとづき料金の調整を行なうために，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用したときのピークシフト電力を，あらかじめ双方の契約者と当社との協議によって定めます。

また，各月の負荷移行元時間における接続供給電力の最大値の実績等から，ピークシフト電力が不適当と認められる場合には，すみやかにピークシフト電力を適正なものに変更していただきます。

⑹　１年を通じて負荷移行先時間に最大需要電力等が発生しないことが明らかになった場合等については，本取扱いの適用をただちに解消いたします。

なお，それが19（接続送電サービス）⑷の取扱いの適用後１年に満たない場合は，既に適用したピークシフト割引額（19〔接続送電サービス〕⑷によって適用したピークシフト割引額を含みます。）の合計金額を本取扱いの適用が解消された月の接続送電サービス料金に加算したものをその月の接続送電サービス料金として算定いたします。

⑺　この特別措置の適用にともない，19（接続送電サービス）⑷ハに該当する場合であっても，19（接続送電サービス）⑷ハに定める適用後１年に満たない場合の取扱いは適用いたしません。

ロ　高圧または特別高圧で供給する場合で，需要者が負荷移行元時間から負荷移行先時間への負荷移行を行なった結果，１年を通じての最大需要電力等が負荷移行先時間に発生し，かつ，契約者が標準接続送電サービスまたは時間帯別接続送電サービスの適用を受け，契約者と当社との協議がととのったときのその供給地点の各月の接続送電サービス料金は，当分の間，19（接続送電サービス）⑶によって算定された金額から⑴によって算定されたピークシフト割引額を差し引いたものといたします。

⑷　ピークシフト割引額

ピークシフト割引額は，19（接続送電サービス）⑷イに準じて算定された金額といたします。この場合，19（接続送電サービス）⑷イにいうロのピークシフト電力は，⑷のピークシフト電力といたします。

⑷　ピークシフト電力

ピークシフト電力は，需要者の負荷移行により負荷移行元時間から負荷移行先時間に移行された増分電力をいい，その需要者の接続送電サービス契約電力からその需要者の１年を通じての負荷移行元時間における接続供給電力の最大値を差し引いた値を上限として，負荷移行先時間に移行する負荷設備の容量（キロワット）等にもとづき，あらかじめ契約者と当社との協議によって定めます。

なお，分割接続供給の場合は，それぞれの契約者に係るピークシフト電力とあわせて，33（料金の算定）⑾にもとづき料金の調整を行なうために，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用したときのピークシフト電力を，あらかじめ双方の契約者と当社との協議によって定めます。

また，各月の負荷移行元時間における接続供給電力の最大値の実績等から，ピークシフト電力が不適当と認められる場合には，すみやかにピークシフト電力を適正なものに変更していただきます。

⑷　１年を通じて負荷移行先時間に最大需要電力等が発生しないことが明らかになった場合等については，本取扱いの適用をただちに解消いたします。

なお，それが本取扱い適用後１年に満たない場合は，既に適用したピークシフト割引額の合計金額を本取扱いの適用が解消された月の接続送電サービス料金に加算したものをその月の接続送電サービス料金として算定いたします。

ハ　附則３（揚水発電設備等が設置された需要場所に接続供給を行なう場合の特別措置）の適用を受け，かつ，イまたはロの適用を受ける場合のピークシフト電力は，附則３（揚水発電設備等が設置された需要場所に接続供給を行なう場合の特別措置）⑵ロまたはイ㈡もしくはロ㈡にかかわらず，その需要者の接続送電サービス契約電力からその需要者の１年を通じての負荷移行元時間における接続供給電力の最大値を差し引いた値を上限として，負荷移行先時間に移行する負荷設備の容量（キロワット），揚水最大電力等およびその他最大電力等ならびに揚水等損失率等にもとづき，あらかじめ契約者と当社との協議によって定めます。

なお，分割接続供給の場合は，それぞれの契約者に係るピークシフト電力とあわせて，33（料金の算定）⑾にもとづき料金の調整を行なうために，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用したときのピークシフト電力を，あらかじめ双方の契約者と当社との協議によって定めます。

また，各月の負荷移行元時間における接続供給電力の最大値の実績等から，ピークシフト電力が不適当と認められる場合には，すみやかにピークシフト電力を適正なものに変更していただきます。

13　再エネ海域利用法に係る特別措置

再エネ海域利用法第８条第１項の規定による海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域の指定に関する国からの要請による受電側接続検討について，電力広域的運営推進機関から依頼を受けた場合は，受電側接続検討の申込みがなされたものとみなし，９（検討および契約の申込み）⑴にもとづき受電側接続検討をいたします。この場合，検討料については，選定事業者を発電者とする発電契約者から申し受けます。

14　給電指令時補給電力料金に係る特別措置

39（給電指令の実施等）⑵への場合で，連系に係る受電側接続検討申込書類を当社が2023年１月31日までに受領し，当該受電側接続検討を当社が2023年３月31日までに受け付けたノンファーム電源（ローカル系統の増強に要する工事費負担金を当社が申し受けた発電設備等に限ります。以下「みなしファーム電源」といいます。）に対して出力の抑制を実施したときは，26（給電指令時補給電力）⑵ニ，31（電力および電力量の算定）⑳ロおよび㉑ロにおいて，当該発電設備等をファーム電源として取り扱います。

15　バランシンググループの設定に係る特別措置

契約者，発電契約者または需要抑制契約者が配電事業者（当社供給区域内において事業を営むものに限ります。）の供給区域において配電事業者の託送供給等約款（電気事業法第27条の12の11第１項にもとづき配電事業者が経済産業大臣に届け出たものをいい，電気事業法第27条の12の11第２項ただし書にもとづき経済産業大臣の承認を受けた料金その他の供給条件を含みます。以下「配電事業者の約款」といいます。）により託送供給または電力量調整供給を受ける場合で，当該配電事業者の配電事業に係る業務の一部（発電量調整受電計画差対応電力，接続対象計画差対応電力および需要抑制量調整受電計画差対応電力の不足電力の補給または送電超過分電力もしくは抑制超過分電力の購入ならびに給電指令等により生じた不足電力の補給に係る業務といたします。）について，当該配電事業者と当社との間で受委託に関する契約を締結し，かつ，契約者，発電契約者または需要抑制契約者が当該配電事業者の供給区域における需要場所または発電場所（調整電源に該当する発電場所を除きます。）をこの約款で設定する需要バランシンググループ，発電バランシンググループまたは需要抑制バランシンググループに属することを希望されるときの料金および必要とな

るその他の供給条件は，当分の間，次のとおりといたします。

⑴　代表契約者の選任

契約者および配電事業者の約款に定める契約者が複数となる場合で，１需要バランシンググループを設定することを希望されるときは，次のとおりとしていただきます。

イ　４（代表契約者の選任）にかかわらず，自己等への電気の供給の用に供するための接続供給契約の場合を除き，１需要バランシンググループを設定することを希望されるすべての者がこの約款にもとづいて当社と接続供給契約を締結するものとし，１接続供給契約における契約者を複数としていただきます。この場合，当該接続供給契約においては１需要バランシンググループを設定するものとし，この約款に関する当社との協議および接続供給の実施に関する事項についての権限を複数の契約者全員から委任された契約者を，代表契約者としてあらかじめ選任していただき，かつ，契約者が行なう，当社との手続きおよび協議，この約款に定める金銭債務の支払い等は，代表契約者を通じて行なっていただきます。また，当社は，契約者との協議および契約者への通知を代表契約者に対して行ないます。ただし，当社は，必要に応じて，代表契約者以外の契約者と，協議等をさせていただくことがあります。

ロ　契約者は，配電事業者と締結する接続供給契約においても，イによって代表契約者に選任された契約者を代表契約者としてあらかじめ選任していただきます。ただし，イによって代表契約者に選任された契約者と配電事業者が接続供給契約を締結し，イにおいて１需要バランシンググループを設定する他の契約者が当該配電事業者と接続供給契約を締結しない場合を除きます。

⑵　契 約 の 要 件

需要抑制契約者が需要抑制量調整供給契約を希望される場合で，需要

抑制契約者が特定卸供給を行なう事業を営むものであるときは，８（契約の要件）⑷イにかかわらず，次のいずれにも該当すること。

イ　需要者（配電事業者の約款に定める需要者を含みます。）に対して，次の⑴および⑵の事項を定めた需要抑制に関する計画を適時に策定し，当該計画にしたがって適切な需要抑制の指示を適時に出すことができること。

⑴　需要抑制量（１キロワットをこえる電気を抑制しようとするものに限ります。）

⑵　需要抑制の実施頻度および時期

ロ　イによってえられた100キロワットをこえる電気（配電事業者の約款に定める需要抑制量調整供給契約における電気を含みます。）を供給しようとするものであること。

ハ　電気の安定かつ適正な供給を確保するための適切な需給管理体制および情報管理体制を確立し，実施および維持することができること。

ニ　需要者の保護の観点から適切な情報管理体制を確立し，実施および維持できること。

ホ　需要者と電力需給に関する契約等を締結している契約者が供給力を確保するよう，当該契約者と需要抑制契約者との間または当該契約者と需要者との間で適切な契約がなされていること。

⑶　供給および契約の単位

イ　接続供給の場合，契約者は配電事業者の供給区域における需要場所について，この約款で設定する需要バランシンググループと同一の需要バランシンググループを設定していただきます。

ロ　発電量調整供給の場合，発電契約者は配電事業者の供給区域における発電場所（調整電源に該当する場合を除きます。）について，この約款で設定する発電バランシンググループと同一の発電バランシンググループを設定していただきます。

ハ　需要抑制量調整供給の場合，需要抑制契約者は配電事業者の供給区域における需要場所について，この約款で設定する需要抑制バランシンググループと同一の需要抑制バランシンググループを設定していただきます。

なお，需要抑制契約者は，需要者（配電事業者の約款に定める需要者を含みます。）と電力需給に関する契約等を締結している契約者が同一で，かつ，需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量および需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量の算定方法（31〔電力および電力量の算定〕⑭イまたはロならびに配電事業者の約款に定める需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量および需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量の算定方法をいいます。）が同一となるように需要抑制バランシンググループを設定していただきます。この場合，当該需要場所は複数の需要抑制バランシンググループ（配電事業者の約款で設定する需要抑制バランシンググループを含みます。）に属することはできないものといたします。

⑷　料　　金

イ　発電量調整受電計画差対応電力

発電バランシンググループにおいて，発電量調整受電計画差対応電力の算定上，23（発電量調整受電計画差対応電力）にかかわらず，次のとおりといたします。

⑴　適　　用

発電バランシンググループにおいて，39（給電指令の実施等）⑸もしくは⑹または配電事業者の約款にもとづき配電事業者が発電契約者または配電事業者の約款に定める発電者に対して給電指令等を実施することにより補給される電気を使用されていないときに適用いたします。

⑵　発電量調整受電計画差対応電力

a　発電量調整受電計画差対応補給電力

(a)　適　用　範　囲

30分ごとの発電量調整受電電力量（配電事業者の約款に定める発電量調整受電電力量を含みます。）が，その30分の(5)ロの発電量調整受電計画電力量を下回る場合に生じた不足電力の補給にあてるための電気に適用いたします。

(b)　発電量調整受電計画差対応補給電力料金

発電量調整受電計画差対応補給電力料金は，30分ごとの発電量調整受電計画差対応補給電力量に(c)の発電量調整受電計画差対応補給電力料金単価を適用してえられる金額のその１月の合計といたします。

(c)　発電量調整受電計画差対応補給電力料金単価

発電量調整受電計画差対応補給電力料金単価は，託送供給等約款料金算定規則第27条にもとづきインバランス料金として算定される金額に消費税等相当額を加えた金額とし，当社が30分ごとに設定するものといたします。

b　発電量調整受電計画差対応余剰電力

(a)　適　用　範　囲

30分ごとの発電量調整受電電力量（配電事業者の約款に定める発電量調整受電電力量を含みます。）が，その30分の(5)ロの発電量調整受電計画電力量を上回る場合の送電超過分電力について，当社が購入する電気に適用いたします。

(b)　発電量調整受電計画差対応余剰電力料金

発電量調整受電計画差対応余剰電力料金は，30分ごとの発電量調整受電計画差対応余剰電力量に(c)の発電量調整受電計画差対応余剰電力料金単価を適用してえられる金額のその１月の合計といたします。

(c) 発電量調整受電計画差対応余剰電力料金単価

発電量調整受電計画差対応余剰電力料金単価は，託送供給等約款料金算定規則第27条にもとづきインバランス料金として算定される金額に消費税等相当額を加えた金額とし，当社が30分ごとに設定するものといたします。

ロ 接続対象計画差対応電力

需要バランシンググループにおいて，接続対象計画差対応電力の算定上，24（接続対象計画差対応電力）にかかわらず，次のとおりといたします。

(イ) 適　　用

39（給電指令の実施等）(4)または配電事業者の約款にもとづき配電事業者が契約者に対して給電指令等を実施することにより補給される電気を使用されていないときに適用いたします。

(ロ) 接続対象計画差対応電力

a 接続対象計画差対応補給電力

(a) 適 用 範 囲

30分ごとの接続対象電力量（配電事業者の約款に定める接続対象電力量を含みます。）が，その30分の(5)ニの接続対象計画電力量を上回る場合に生じた不足電力の補給にあてるための電気に適用いたします。

(b) 接続対象計画差対応補給電力料金

接続対象計画差対応補給電力料金は，30分ごとの接続対象計画差対応補給電力量に(c)の接続対象計画差対応補給電力料金単価を適用してえられる金額のその１月の合計といたします。

(c) 接続対象計画差対応補給電力料金単価

接続対象計画差対応補給電力料金単価は，託送供給等約款料金算定規則第27条にもとづきインバランス料金として算定され

る金額に消費税等相当額を加えた金額とし，当社が30分ごとに設定するものといたします。

b　接続対象計画差対応余剰電力

(a)　適　用　範　囲

30分ごとの接続対象電力量（配電事業者の約款に定める接続対象電力量を含みます。）が，その30分の(5)ニの接続対象計画電力量を下回る場合の送電超過分電力について，当社が購入する電気に適用いたします。

(b)　接続対象計画差対応余剰電力料金

接続対象計画差対応余剰電力料金は，30分ごとの接続対象計画差対応余剰電力量に(c)の接続対象計画差対応余剰電力料金単価を適用してえられる金額のその１月の合計といたします。

(c)　接続対象計画差対応余剰電力料金単価

接続対象計画差対応余剰電力料金単価は，託送供給等約款料金算定規則第27条にもとづきインバランス料金として算定される金額に消費税等相当額を加えた金額とし，当社が30分ごとに設定するものといたします。

ハ　需要抑制量調整受電計画差対応電力

需要抑制バランシンググループにおいて，需要抑制量調整受電計画差対応電力の算定上，25（需要抑制量調整受電計画差対応電力）にかかわらず，次のとおりといたします。

(イ)　適　　用

需要抑制バランシンググループに適用いたします。

(ロ)　需要抑制量調整受電計画差対応電力

a　需要抑制量調整受電計画差対応補給電力

(a)　適　用　範　囲

30分ごとの需要抑制量調整受電電力量（配電事業者の約款に

定める需要抑制量調整受電電力量を含みます。）が，その30分の(5)への需要抑制量調整受電計画電力量を下回る場合に生じた不足電力の補給にあてるための電気に適用いたします。

(b) 需要抑制量調整受電計画差対応補給電力料金

需要抑制量調整受電計画差対応補給電力料金は，30分ごとの需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量に(c)の需要抑制量調整受電計画差対応補給電力料金単価を適用してえられる金額のその１月の合計といたします。

(c) 需要抑制量調整受電計画差対応補給電力料金単価

需要抑制量調整受電計画差対応補給電力料金単価は，託送供給等約款料金算定規則第27条にもとづきインバランス料金として算定される金額に消費税等相当額を加えた金額とし，当社が30分ごとに設定するものといたします。

b 需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力

(a) 適 用 範 囲

30分ごとの需要抑制量調整受電電力量（配電事業者の約款に定める需要抑制量調整受電電力量を含みます。）が，その30分の(5)への需要抑制量調整受電計画電力量を上回る場合の抑制超過分電力について，当社が購入する電気に適用いたします。

(b) 需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力料金

需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力料金は，30分ごとの需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量に(c)の需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力料金単価を適用してえられる金額のその１月の合計といたします。

(c) 需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力料金単価

需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力料金単価は，託送供給等約款料金算定規則第27条にもとづきインバランス料金とし

て算定される金額に消費税等相当額を加えた金額とし，当社が30分ごとに設定するものといたします。

ニ　給電指令時補給電力

発電バランシンググループまたは需要バランシンググループにおいて，給電指令時補給電力の算定上，26（給電指令時補給電力）にかかわらず，次のとおりといたします。

(ｲ)　契約者に係る給電指令時補給電力料金

a　適　用　範　囲

39（給電指令の実施等）(4)または配電事業者の約款にもとづき配電事業者が契約者に対して給電指令等を実施することにより補給される電気を使用されているときに適用いたします。

b　給電指令時補給電力料金

給電指令時補給電力料金は，ｃに定める30分ごとの給電指令時補給電力量にｄの給電指令時補給電力料金単価を適用してえられる金額のその１月の合計といたします。

c　給電指令時補給電力量

給電指令時補給電力量は，給電指令等の間，(5)ヌにより30分ごとに算定された値といたします。

d　給電指令時補給電力料金単価

給電指令時補給電力料金単価は，託送供給等約款料金算定規則第27条にもとづきインバランス料金として算定される金額に消費税等相当額を加えた金額とし，当社が30分ごとに設定するものといたします。

(ﾛ)　発電契約者に係る給電指令時補給電力料金

a　適　用　範　囲

39（給電指令の実施等）(5)もしくは(6)または配電事業者の約款にもとづき配電事業者が発電契約者または配電事業者の約款に定

める発電者に対して給電指令等を実施することにより補給される電気を使用されているときに，補給される電気を使用する発電バランシンググループに適用いたします。

b　給電指令時補給電力料金

給電指令時補給電力料金は，ｃに定める30分ごとの給電指令時補給電力量にｄの給電指令時補給電力料金単価を適用してえられる金額のその１月の合計といたします。

c　給電指令時補給電力量

給電指令時補給電力量は，給電指令等の間，⑸チにより30分ごとに算定された値といたします。

d　給電指令時補給電力料金単価

給電指令時補給電力料金単価は，託送供給等約款料金算定規則第27条にもとづきインバランス料金として算定される金額に消費税等相当額を加えた金額とし，当社が30分ごとに設定するものといたします。ただし，39（給電指令の実施等）⑵ホの場合で，ノンファーム電源（配電事業者の約款に定めるノンファーム電源を含みます。）に対して出力の抑制を実施したときは，39（給電指令の実施等）⑸により補給される電気を使用されているときの翌日取引を行なうための卸電力取引市場における30分ごとの売買取引の価格（売買取引に係る電力の受渡しが連系設備の送電容量等による制限を受けるものとして当社の供給区域において売買取引を行なうものに限ります。）に消費税等相当額を加えた金額とし，当社が30分ごとに設定するものといたします。また，当社もしくは配電事業者が指定する要件を有する発電設備等またはファーム電源（配電事業者の約款に定めるファーム電源を含みます。）であって別途当社もしくは配電事業者と給電指令時補給電力料金に関する契約を締結する設備については，当該契約によるものとい

たします。

⑸　電力および電力量の算定

イ　発電量調整受電計画電力

発電量調整受電計画電力は，31（電力および電力量の算定）⑶にかかわらず，ロの発電量調整受電計画電力量の値を２倍した値とし，30分ごとに算定いたします。

ロ　発電量調整受電計画電力量

発電量調整受電計画電力量は，31（電力および電力量の算定）⑷ロにかかわらず，受電地点（配電事業者の約款に定める受電地点を含みます。）において当社および配電事業者が発電契約者から受電する電気の30分ごとの電力量の計画値（受電地点〔配電事業者の約款に定める受電地点を含みます。〕が複数ある場合はその合計といたします。）で，発電契約者があらかじめ電力広域的運営推進機関を通じて当社に通知する発電計画といたします。ただし，別表11（発電計画・調達計画・販売計画）に定める当日計画の発電計画と調達計画の合計値が30分ごとに販売計画の値と一致しない等の場合は，別表８（発電量調整受電計画電力量，接続対象計画電力量および需要抑制量調整受電計画電力量に関する取扱い）⑴のとおりといたします。

ハ　接続対象計画電力

接続対象計画電力は，31（電力および電力量の算定）⑾にかかわらず，ニの接続対象計画電力量の値を２倍した値とし，30分ごとに算定いたします。

ニ　接続対象計画電力量

接続対象計画電力量は，31（電力および電力量の算定）⑿にかかわらず，30分ごとの接続対象電力量の計画値（供給地点〔配電事業者の約款に定める供給地点を含みます。〕が複数ある場合はその合計といたします。）で，契約者があらかじめ電力広域的運営推進機関を通じ

て当社に通知する需要想定値といたします。ただし，別表10（需要計画・調達計画・販売計画）に定める当日計画の需要想定値に対する取引計画（調達計画から販売計画を差し引いたものといたします。）が30分ごとに需要想定値と一致しない等の場合は，別表８（発電量調整受電計画電力量，接続対象計画電力量および需要抑制量調整受電計画電力量に関する取扱い）⑵のとおりといたします。

ホ　需要抑制量調整受電計画電力

需要抑制量調整受電計画電力は，31（電力および電力量の算定）⑮にかかわらず，への需要抑制量調整受電計画電力量の値を２倍した値とし，30分ごとに算定いたします。

ヘ　需要抑制量調整受電計画電力量

需要抑制量調整受電計画電力量は，31（電力および電力量の算定）⑯にかかわらず，当社および配電事業者が需要抑制契約者から受電する電気の30分ごとの電力量の計画値で，需要場所（配電事業者の約款に定める需要場所を含みます。）ごとに，需要抑制契約者があらかじめ電力広域的運営推進機関を通じて当社に通知する需要抑制計画値といたします。ただし，別表12（需要抑制計画・調達計画・販売計画・ベースライン）に定める当日計画の調達計画が30分ごとに販売計画の値と一致しない等の場合は，別表８（発電量調整受電計画電力量，接続対象計画電力量および需要抑制量調整受電計画電力量に関する取扱い）⑶のとおりといたします。

ト　ベースライン

ベースラインは，31（電力および電力量の算定）⑰にかかわらず，需要抑制量調整供給に係る需要抑制を行なわない場合の需要場所（配電事業者の約款に定める需要場所を含みます。）に係る供給地点で計量される接続供給電力量（配電事業者の約款に定める接続供給電力量を含みます。）を損失率で修正した電力量の計画値で，需要場所（配

電事業者の約款に定める需要場所を含みます。）ごと（15〔供給および契約の単位〕⑴イまたはロの場合は１接続送電サービスまたは１臨時接続送電サービスごとといたします。また，配電事業者の約款に定める需要場所に複数の接続送電サービス等が適用されている場合は，１接続送電サービス等ごとといたします。）に，需要抑制契約者があらかじめ電力広域的運営推進機関を通じて当社に通知するものといたします。

チ　発電量調整受電計画差対応補給電力量

発電量調整受電計画差対応補給電力量は，31（電力および電力量の算定）⑳ロにかかわらず，次の⑷，⑸および⑹によって算定された値とし，発電バランシンググループごとに算定いたします。

⑷　30分ごとに，受電地点（配電事業者の約款に定める受電地点を含みます。）で計量された電力量の合計がその30分における発電量調整受電計画電力量を下回る場合に，30分ごとに，次の式により算定された値といたします。

発電量調整受電計画差対応補給電力量

＝発電量調整受電計画電力量－発電量調整受電電力量

⑸　次の場合で，当社または配電事業者が給電指令時補給を行なったときは，発電量調整受電計画差対応補給電力量の算定上，当該発電設備等の30分ごとの発電量調整受電計画電力量を当該受電地点における30分ごとの発電量調整受電電力量とみなします。この場合，当該発電設備等の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量の算定上，当該受電地点のみによる発電バランシンググループが設定されているとみなし，その発電量調整受電計画差対応補給電力量は，30分ごとに，次の式により算定された値といたします。

発電量調整受電計画差対応補給電力量

＝発電量調整受電計画電力量－発電量調整受電電力量

a　当社または配電事業者が指定する要件を有する発電設備等であって別途当社または配電事業者と給電指令時補給電力料金に関する契約を締結する設備に対して出力の抑制を実施した場合

b　39（給電指令の実施等）⑵イの場合で，原則として30分ごとの実需給の開始時刻の１時間前以降に発電量調整供給に係る発電設備等に対してＮ－１電制（配電事業者の約款に定めるＮ－１電制を含みます。）を実施したとき。

c　39（給電指令の実施等）⑵ホの場合で，発電量調整供給に係る発電設備等（配電事業者の約款に定める発電量調整供給に係る発電設備等を含みます。）に対して出力の抑制を実施したとき。

d　39（給電指令の実施等）⑵への場合で，ファーム電源（配電事業者の約款に定めるファーム電源を含みます。）に対して出力の抑制を実施したとき。

⑹　次の場合で，当社または配電事業者が給電指令時補給を行なったときは，発電量調整受電計画差対応補給電力量の算定上，当該発電設備等の30分ごとの発電量調整受電計画電力量を当該受電地点における30分ごとの発電量調整受電電力量とみなします。この場合，当該発電設備等の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量の算定上，当該受電地点のみによる発電バランシンググループが設定されているとみなし，その発電量調整受電計画差対応補給電力量は，30分ごとに，次により算定された値といたします。

a　当社または配電事業者が39（給電指令の実施等）⑵イ，ロ，ハまたはトの場合の給電指令等および39（給電指令の実施等）⑵ホの場合の給電指令等により，同時に出力の抑制を実施した場合

⑻　発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し

引いた値が，39（給電指令の実施等）⑵ホによる出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）を下回る場合

39（給電指令の実施等）⑵ホによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，次の式により算定された値とし，39（給電指令の実施等）⑵イ，ロ，ハまたはトによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，零といたします。

発電量調整受電計画差対応補給電力量

＝発電量調整受電計画電力量－発電量調整受電電力量

⑹　発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が，39（給電指令の実施等）⑵ホによる出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）と一致または上回る場合

39（給電指令の実施等）⑵ホによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，39（給電指令の実施等）⑵ホによる出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）とし，39（給電指令の実施等）⑵イ，ロ，ハまたはトによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，次の式により算定された値といたします。

発電量調整受電計画差対応補給電力量

＝発電量調整受電計画電力量

－39（給電指令の実施等）⑵ホによる出力抑制対象電力量

－発電量調整受電電力量

b　当社または配電事業者がファーム電源（配電事業者の約款に定めるファーム電源を含みます。）に対して，39（給電指令の実施等）⑵イ，ロ，ハまたはトの場合の給電指令等および39（給電指令の実施等）⑵への場合の給電指令等により，同時に出力の抑制を実施した場合

⒜　発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が，39（給電指令の実施等）⑵へによる出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）を下回る場合

39（給電指令の実施等）⑵へによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，次の式により算定された値とし，39（給電指令の実施等）⑵イ，ロ，ハまたはトによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，零といたします。

発電量調整受電計画差対応補給電力量

＝発電量調整受電計画電力量－発電量調整受電電力量

⒝　発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が，39（給電指令の実施等）⑵へによる出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）と一致または上回る場合

39（給電指令の実施等）⑵へによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，39（給電指令の実施等）⑵へによる出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）とし，39（給電指令の実施等）⑵イ，ロ，ハまたはトによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発

電量調整受電計画差対応補給電力量は，次の式により算定された値といたします。

発電量調整受電計画差対応補給電力量

＝発電量調整受電計画電力量

－39（給電指令の実施等）⑵への出力抑制対象電力量

－発電量調整受電電力量

c　当社または配電事業者がノンファーム電源（配電事業者の約款に定めるノンファーム電源を含みます。）であり，かつ，当社または配電事業者が指定する要件を有する発電設備等であって別途当社または配電事業者と給電指令時補給電力料金に関する契約を締結する設備に対して，39（給電指令の実施等）⑵への場合の給電指令等および39（給電指令の実施等）⑵トの場合の給電指令等により，同時に出力の抑制を実施した場合

⒜　発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が，39（給電指令の実施等）⑵への出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）を下回る場合

39（給電指令の実施等）⑵へによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，次の式により算定された値とし，39（給電指令の実施等）⑵トによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，零といたします。

発電量調整受電計画差対応補給電力量

＝発電量調整受電計画電力量－発電量調整受電電力量

⒝　発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が，39（給電指令の実施等）⑵への出力抑制対象

電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）と一致または上回る場合

39（給電指令の実施等）⑵へによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，39（給電指令の実施等）⑵への出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）とし，39（給電指令の実施等）⑵トによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，次の式により算定された値といたします。

発電量調整受電計画差対応補給電力量

＝発電量調整受電計画電力量

－39（給電指令の実施等）⑵への出力抑制対象電力量

－発電量調整受電電力量

d　当社または配電事業者が39（給電指令の実施等）⑵ホの場合の給電指令等および39（給電指令の実施等）⑵への場合の給電指令等により，同時に出力の抑制を実施した場合

⒜　発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が，39（給電指令の実施等）⑵への出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）を下回る場合

39（給電指令の実施等）⑵へによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，次の式により算定された値とし，39（給電指令の実施等）⑵ホによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，零といたします。

発電量調整受電計画差対応補給電力量

＝発電量調整受電計画電力量－発電量調整受電電力量

⑹　発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が，39（給電指令の実施等）⑵へによる出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）と一致または上回る場合

39（給電指令の実施等）⑵へによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，39（給電指令の実施等）⑵へによる出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）とし，39（給電指令の実施等）⑵ホによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，次の式により算定された値といたします。

発電量調整受電計画差対応補給電力量

＝発電量調整受電計画電力量

－39（給電指令の実施等）⑵へによる出力抑制対象電力量

－発電量調整受電電力量

e　当社または配電事業者が39（給電指令の実施等）⑵イ，ロ，ハまたはトの場合の給電指令等，39（給電指令の実施等）⑵ホの場合の給電指令等および39（給電指令の実施等）⑵への場合の給電指令等により，同時に出力の抑制を実施した場合

⑹　発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が，39（給電指令の実施等）⑵へによる出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）を下回る場合

39（給電指令の実施等）⑵へによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，次の式により算定された値とし，39（給電指令の実施

等）⑵イ，ロ，ハまたはトによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給および39（給電指令の実施等）⑵ホによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，零といたします。

発電量調整受電計画差対応補給電力量

＝発電量調整受電計画電力量－発電量調整受電電力量

⑹　発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が，39（給電指令の実施等）⑵へによる出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）と一致または上回り，かつ，39（給電指令の実施等）⑵へによる出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）に39（給電指令の実施等）⑵ホによる出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）を加えた値を下回る場合

39（給電指令の実施等）⑵へによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，39（給電指令の実施等）⑵へによる出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）とし，39（給電指令の実施等）⑵ホによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，次の式により算定された値とし，39（給電指令の実施等）⑵イ，ロ，ハまたはトによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，零といたします。

発電量調整受電計画差対応補給電力量

＝発電量調整受電計画電力量

－39（給電指令の実施等）⑵へによる出力抑制対象電力量

－発電量調整受電電力量

⒞　発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が，39（給電指令の実施等）⑵へによる出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）に39（給電指令の実施等）⑵ホによる出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）を加えた値と一致または上回る場合

39（給電指令の実施等）⑵ホによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，39（給電指令の実施等）⑵ホによる出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）とし，39（給電指令の実施等）⑵へによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，39（給電指令の実施等）⑵へによる出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）とし，39（給電指令の実施等）⑵イ，ロ，ハまたはトによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，次の式により算定された値といたします。

発電量調整受電計画差対応補給電力量

＝発電量調整受電計画電力量

－39（給電指令の実施等）⑵ホによる出力抑制対象電力量

－39（給電指令の実施等）⑵へによる出力抑制対象電力量

－発電量調整受電電力量

リ　発電量調整受電計画差対応余剰電力量

発電量調整受電計画差対応余剰電力量は，31（電力および電力量の

算定）⑵1ロにかかわらず，30分ごとに，受電地点（配電事業者の約款に定める受電地点を含みます。）で計量された電力量の合計がその30分における発電量調整受電計画電力量を上回る場合に，30分ごとに，次の式により算定された値とし，発電バランシンググループごとに算定いたします。ただし，当社もしくは配電事業者が指定する要件を有する発電設備等であって別途当社もしくは配電事業者と給電指令時補給電力料金に関する契約を締結する設備に対して出力の抑制を実施し，当社もしくは配電事業者が給電指令時補給を行なった場合，39（給電指令の実施等）⑵イの場合で，原則として30分ごとの実需給の開始時刻の１時間前以降に発電量調整供給に係る発電設備等に対してＮ－１電制（配電事業者の約款に定めるＮ－１電制を含みます。）を実施し，当社もしくは配電事業者が給電指令時補給を行なったとき，39（給電指令の実施等）⑵ホの場合で，発電量調整供給に係る発電設備等に対して出力の抑制を実施し，当社もしくは配電事業者が給電指令時補給を行なったときまたは39（給電指令の実施等）⑵への場合で，ファーム電源（配電事業者の約款に定めるファーム電源を含みます。）に対して出力の抑制を実施し，当社もしくは配電事業者が給電指令時補給を行なったときは，発電量調整受電計画差対応余剰電力量の算定上，当該発電設備等の30分ごとの発電量調整受電計画電力量を当該受電地点における30分ごとの発電量調整受電電力量とみなします。この場合，当該発電設備等の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量の算定上，当該受電地点のみによる発電バランシンググループが設定されているとみなし，その発電量調整受電計画差対応補給電力量の算定は，チによるものといたします。

発電量調整受電計画差対応余剰電力量

＝発電量調整受電電力量－発電量調整受電計画電力量

ヌ　接続対象計画差対応補給電力量

接続対象計画差対応補給電力量は，31（電力および電力量の算定）⑵にかかわらず，30分ごとの接続対象電力量（配電事業者の約款に定める接続対象電力量を含みます。）がその30分における接続対象計画電力量を上回る場合に，30分ごとに，次の式により算定された値といたします。ただし，接続対象計画差対応補給電力量の算定上，当社または配電事業者が調整負荷の使用に係る調整を行なった場合は，31（電力および電力量の算定）⑻にかかわらず，当該供給地点（配電事業者の約款に定める供給地点を含みます。）で計量された30分ごとの電力量に当社または配電事業者が行なった電気の使用に係る調整にもとづきその30分ごとに算定された値を加えた値を，当該供給地点におけるその30分ごとの接続供給電力量とみなし，接続対象電力量を算定いたします。

接続対象計画差対応補給電力量

＝接続対象電力量－接続対象計画電力量

ル　接続対象計画差対応余剰電力量

接続対象計画差対応余剰電力量は，31（電力および電力量の算定）⑶にかかわらず，30分ごとの接続対象電力量（配電事業者の約款に定める接続対象電力量を含みます。）がその30分における接続対象計画電力量を下回る場合に，30分ごとに，次の式により算定された値といたします。ただし，接続対象計画差対応余剰電力量の算定上，当社または配電事業者が調整負荷の使用に係る調整を行なった場合は，31（電力および電力量の算定）⑻にかかわらず，当該供給地点（配電事業者の約款に定める供給地点を含みます。）で計量された30分ごとの電力量に当社または配電事業者が行なった電気の使用に係る調整にもとづきその30分ごとに算定された値を加えた値を，当該供給地点におけるその30分ごとの接続供給電力量とみなし，接続対象電力量を算定いたします。

接続対象計画差対応余剰電力量

＝接続対象計画電力量－接続対象電力量

ヲ　需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量

需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量は，31（電力および電力量の算定）⑵④にかかわらず，30分ごとの需要抑制量調整受電電力量（配電事業者の約款に定める需要抑制量調整受電電力量を含みます。）がその30分における需要抑制量調整受電計画電力量を下回る場合に，需要抑制バランシンググループごとに，30分ごとに，次の式により算定された値の合計といたします。ただし，需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量の算定上，当社または配電事業者が調整負荷の使用に係る調整を行なった場合は，31（電力および電力量の算定）⑵④イまたはロにかかわらず，当該需要場所（配電事業者の約款に定める需要場所を含みます。）に係る接続供給電力量を損失率で修正した値が，ベースラインを上回るとき，またはベースラインを下回り，かつ，ベースラインから需要抑制量調整受電計画電力量を差し引いた値を上回るときは，当該需要場所に係る需要抑制量調整受電計画電力量を当該需要場所に係る需要抑制量調整受電電力量とみなします。

需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量

＝需要抑制量調整受電計画電力量－需要抑制量調整受電電力量

ただし，需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量の算定方法として31（電力および電力量の算定）⑵④ロを適用し，かつ，配電事業者の約款に定める需要抑制量調整受電計画電力量を上限としない算定方法を適用している場合で，30分ごとの需要抑制量調整受電電力量が零となるときの上式は，次のとおりといたします。

需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量

＝需要抑制量調整受電計画電力量

$$+\ \frac{\text{接続供給電力量}}{\{1-\text{損失率}(32〔\text{損失率}〕\text{に定める損失率といたします。})\}}\ -\text{ベースライン}$$

ワ　需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量

需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量は，31（電力および電力量の算定）⑵⑸にかかわらず，30分ごとの需要抑制量調整受電電力量（配電事業者の約款に定める需要抑制量調整受電電力量を含みます。）がその30分における需要抑制量調整受電計画電力量を上回る場合に，需要抑制バランシンググループごとに，30分ごとに，次の式により算定された値の合計といたします。ただし，需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量の算定上，当社または配電事業者が調整負荷の使用に係る調整を行なった場合は，31（電力および電力量の算定）⑵⑷ロにかかわらず，当該需要場所（配電事業者の約款に定める需要場所を含みます。）に係る接続供給電力量を損失率で修正した値が，ベースラインの値から需要抑制量調整受電計画電力量を差し引いた値を下回るときは，当該需要場所に係る需要抑制量調整受電計画電力量を当該需要場所に係る需要抑制量調整受電電力量とみなします。

需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量

＝需要抑制量調整受電電力量－需要抑制量調整受電計画電力量

⑹　託送供給等の実施

イ　接続供給の場合，契約者は，別表10（需要計画・調達計画・販売計画）の需要想定値および需要想定値に対する調達計画・販売計画における接続対象電力または接続対象電力量に，配電事業者の約款に定める接続対象電力または接続対象電力量を含めていただきます。

ロ　発電量調整供給の場合，発電契約者は，別表11（発電計画・調達計画・販売計画）の発電計画および調達計画・販売計画における発電量調整受電電力または発電量調整受電電力量に，配電事業者の約款に定める発電量調整受電電力または発電量調整受電電力量を含めていただきます。

ハ　需要抑制量調整供給の場合，需要抑制契約者は，別表12（需要抑制

計画・調達計画・販売計画・ベースライン）の需要抑制計画および調達計画・販売計画における需要抑制量調整受電電力または需要抑制量調整受電電力量に，配電事業者の約款に定める需要抑制量調整受電電力または需要抑制量調整受電電力量を含めていただきます。

⑺　解　　約　　等

当社は，契約者，発電契約者または需要抑制契約者が次のいずれかに該当し，当社が契約者，発電契約者または需要抑制契約者にその改善を求めた場合で，40（適正契約の保持等）に定める適正契約への変更および適正な使用状態，発電・放電状態または需要抑制状態への修正に応じていただけないときには，55（解約等）⑴ハ(ｲ)，(ﾛ)，(ﾊ)または(ﾆ)にかかわらず，接続供給契約，振替供給契約，発電量調整供給契約または需要抑制量調整供給契約を解約することがあります。

イ　託送供給の場合は，８（契約の要件）⑴を，発電量調整供給の場合は，８（契約の要件）⑵を，需要抑制量調整供給の場合は，８（契約の要件）⑷ロ，ハ，ニもしくはホまたは⑵を欠くに至った場合

ロ　接続供給の場合で，頻繁に接続対象電力量（配電事業者の約款に定める接続対象電力量を含みます。）と接続対象計画電力量との間に著しい差が生じるとき。

ハ　発電量調整供給の場合で，頻繁に発電量調整受電電力量（配電事業者の約款に定める発電量調整受電電力量を含みます。）と発電量調整受電計画電力量との間に著しい差が生じるとき。

ニ　需要抑制量調整供給の場合で，頻繁に需要抑制量調整受電電力量（配電事業者の約款に定める需要抑制量調整受電電力量を含みます。）と需要抑制量調整受電計画電力量との間に著しい差が生じるとき。

⑻　発電量調整供給契約についての特別措置（再生可能エネルギー発電設備）

イ　契約者が特定契約を締結している場合もしくは特定送配電事業者が特定契約を締結している場合または契約者が当社または配電事業者と再生可能エネルギー電気卸供給契約を締結し，指定した再生可能エネルギー発電設備から電気を調達する場合は，附則４（発電量調整供給契約についての特別措置〔再生可能エネルギー発電設備〕）⑴にかかわらず，原則として，当社の供給区域においては契約者または特定送配電事業者と当社との間で，配電事業者の供給区域においては契約者または特定送配電事業者と配電事業者との間で発電量調整供給契約を締結し，特例発電バランシンググループを設定していただきます。この場合，契約者が締結する特定契約に係る再生可能エネルギー発電設備，特定送配電事業者が締結する特定契約に係る再生可能エネルギー発電設備および当社または配電事業者との再生可能エネルギー電気卸供給契約に係る再生可能エネルギー発電設備は，同一のバランシンググループに属することはできないものといたします。

ロ　イにより発電量調整供給契約を締結する場合において，契約者（特定送配電事業者が契約者となる場合を除きます。）が希望されるときは，契約者の指定する発電バランシンググループ（当該発電バランシンググループにおける特定契約が2016年４月１日以降に締結され，かつ，バイオマス発電設備であって化石燃料を混焼するもの〔再生可能エネルギー特別措置法施行規則第14条第８号ニに定める地域資源バイオマス発電設備を除きます。〕であるときを除きます。）に係る料金および必要となるその他の供給条件は次のとおりといたします。

⑴　発電量調整供給に係る料金は，附則４（発電量調整供給契約についての特別措置〔再生可能エネルギー発電設備〕）⑸ロにかかわらず，18（料金）⑵に定める料金，⑷により算定されるインバランスリスク料および再生可能エネルギー予測誤差対応調整力確保料といたします。ただし，契約者が当社または配電事業者と再生可能エネ

ルギー電気卸供給契約を締結し，指定した再生可能エネルギー発電設備から電気を調達する場合は，インバランスリスク料および再生可能エネルギー予測誤差対応調整力確保料は申し受けません。

(ﾛ) インバランスリスク料は，附則４（発電量調整供給契約についての特別措置〔再生可能エネルギー発電設備〕）(5)ホにかかわらず，特例発電バランシンググループにおける30分ごとの発電量調整受電電力量（配電事業者の約款に定める発電量調整受電電力量を含みます。）にインバランスリスク単価を適用してえられる金額のその１月の合計（合計額が負となる場合は零といたします。）といたします。また，再生可能エネルギー予測誤差対応調整力確保料は，特例発電バランシンググループにおける30分ごとの発電量調整受電電力量（配電事業者の約款に定める発電量調整受電電力量を含みます。）に，再生可能エネルギー予測誤差対応単価を適用してえられる金額のその１月の合計といたします。

(ﾊ) 当社は，附則４（発電量調整供給契約についての特別措置〔再生可能エネルギー発電設備〕）(5)トにかかわらず，30分ごとの契約者が締結する特定契約または当社，配電事業者もしくは特定送配電事業者との再生可能エネルギー電気卸供給契約に係る発電量調整受電計画電力量を決定し，原則として発電量調整供給実施日の前々日の午後４時までに契約者に通知いたします。

また，当社は，当該発電量調整受電計画電力量の見直しを行ない，変更後の発電量調整受電計画電力量を決定し，原則として発電量調整供給実施日の前日午前６時までに契約者に再通知いたします。

なお，契約者は，必要に応じて発電量調整受電計画電力量の決定に必要となる事項に関する文書を当社に提出していただきます。

(ﾆ) ローカル系統における電気の潮流が系統安定度等にもとづき算定される運用可能な容量を超過し，または超過するおそれがある場合

で，当社または配電事業者がノンファーム電源（配電事業者の約款に定めるノンファーム電源を含みます。）の出力の抑制に係る通知を発電者または契約者に行なったときは，㈧にかかわらず，契約者は，発電量調整受電計画電力量の見直しを行なっていただきます。

ハ　イにより発電量調整供給契約を締結する場合において，契約者が当社または配電事業者と再生可能エネルギー電気卸供給契約を締結し，指定した再生可能エネルギー発電設備から電気を調達するときの契約者の指定する発電バランシンググループ（ロにおいて，契約者が希望される場合を除きます。）に係るインバランスリスク料は，附則４（発電量調整供給契約についての特別措置〔再生可能エネルギー発電設備〕）⑹ロにかかわらず，特例発電バランシンググループにおける30分ごとの発電量調整受電電力量（配電事業者の約款に定める発電量調整受電電力量を含みます。）にインバランスリスク単価を適用してえられる金額のその１月の合計（合計額が負となる場合は零といたします。）といたします。

⑼　離島についての特別措置

イ　発電量調整受電計画差対応補給電力料金単価等

離島における発電量調整受電計画差対応補給電力料金単価，接続対象計画差対応補給電力料金単価，需要抑制量調整受電計画差対応補給電力料金単価または給電指令時補給電力料金単価については，⑷イ㈡ａ(c)，⑷ロ㈡ａ(c)，⑷ハ㈡ａ(c)または⑷ニ㈠ｄもしくは⑷ニ㈡ｄにかかわらず，次のとおりといたします。

１キロワット時につき	４５円６０銭

ただし，当社もしくは配電事業者が指定する要件を有する発電設備等またはファーム電源（配電事業者の約款に定めるファーム電源を含みます。）であって別途当社もしくは配電事業者と給電指令時補給電

力料金に関する契約を締結する設備に係る給電指令時補給電力料金単価は，当該契約によるものといたします。

ロ　発電量調整受電計画差対応余剰電力料金単価等

離島における発電量調整受電計画差対応余剰電力料金単価，接続対象計画差対応余剰電力料金単価または需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力料金単価については，(4)イ(ロ)ｂ(c)，(4)ロ(ロ)ｂ(c)または(4)ハ(ロ)ｂ(c)にかかわらず，次のとおりといたします。

１キロワット時につき	１７円７９銭

(10)　給電指令時補給電力料金に係る特別措置

39（給電指令の実施等）(2)への場合で，みなしファーム電源（配電事業者の約款に定めるみなしファーム電源を含みます。）に対して出力の抑制を実施したときは，(4)ニ(ロ)ｄ，(5)チおよび(5)リにおいて，当該発電設備等をファーム電源として取り扱います。

(11)　その他の事項については，この約款および配電事業者の約款に準ずるものといたします。

16　Ｎ－１電制の実施についての特別措置

(1)　当社は，39（給電指令の実施等）(2)イの場合で，発電量調整供給に係る発電設備等であって当社が特定契約を締結する再生可能エネルギー発電設備に対してＮ－１電制を実施したときは，39（給電指令の実施等）(9)にかかわらず，Ｎ－１電制時調達不足電力量の調達に要した費用の実費相当額から，30分ごとのＮ－１電制時調達不足電力量に再生可能エネルギー特別措置法施行規則第13条の３の４に定める回避可能費用単価（以下「回避可能費用単価」といいます。）に消費税等相当額を加えた金額を乗じてえた金額を差し引いた金額について，電力広域的運営推進機関が認める範囲においてＮ－１電制オペレーション費用として契約者

にお支払いいたします。

⑵　当社は，39（給電指令の実施等）⑵イの場合で，発電量調整供給に係る発電設備等であって契約者または特定送配電事業者が特定契約を締結する再生可能エネルギー発電設備に対してＮ－１電制を実施したときは，39（給電指令の実施等）⑼にかかわらず，Ｎ－１電制時調達不足電力量の調達に要した費用の実費相当額に，Ｎ－１電制が実施された発電設備等を再度起動するために要した燃料費等の費用の実費およびＮ－１電制時調達不足電力量に当該特定契約に係る再生可能エネルギー特別措置法第３条第２項または第８条第１項に定める調達価格を乗じてえた金額を加えた金額から，Ｎ－１電制が実施されなかったとしたときにその発電設備等がＮ－１電制時調達不足電力量を発電または放電するのに要したであろう費用に相当する金額および30分ごとのＮ－１電制時調達不足電力量に回避可能費用単価に消費税等相当額を加えた金額を乗じてえた金額を差し引いた金額について，電力広域的運営推進機関が認める範囲においてＮ－１電制オペレーション費用として契約者または特定送配電事業者にお支払いいたします。

⑶　当社は，39（給電指令の実施等）⑵イの場合で，発電量調整供給に係る発電設備等であって再生可能エネルギー特別措置法第２条の２第１項に定める市場取引等により再生可能エネルギー電気を供給する事業に係る発電設備等に対してＮ－１電制を実施したときは，39（給電指令の実施等）⑼にかかわらず，Ｎ－１電制時調達不足電力量の調達に要した費用の実費相当額に，Ｎ－１電制が実施された発電設備等を再度起動するために要した燃料費等の費用の実費およびＮ－１電制時調達不足電力量に応じてえられる供給促進交付金の金額（再生可能エネルギー特別措置法第２条の４にもとづき算定される金額をいいます。）を加えた金額から，Ｎ－１電制が実施されなかったとしたときにその発電設備等がＮ－１電制時調達不足電力量を発電または放電するのに要したであろう費用

に相当する金額を差し引いた金額について，電力広域的運営推進機関が認める範囲においてＮ－１電制オペレーション費用として発電契約者にお支払いいたします。

17　系統連系受電サービス等についての特別措置

⑴　発電場所が，次のいずれかに該当する場合，系統連系受電課金対象電力および契約超過受電電力は，22（系統連系受電サービス）⑵ロおよびハならびに41（契約超過金）⑵ロおよびハに準じて定めます。

なお，系統連系受電課金対象電力および契約超過受電電力の算定上，次に定める比を，22（系統連系受電サービス）⑵ロおよび41（契約超過金）⑵ロに定める契約受電電力の比とみなします。

また，発電場所がイ㈠に該当する場合，22（系統連系受電サービス）⑶イの基本料金および22（系統連系受電サービス）⑶ハ㈠の系統設備効率化割引額の算定上，まったく発電または放電しない場合とは，１月においてイ㈠における当社が無償で受電している電気以外の電気をまったく発電または放電しない場合をいいます。

イ　発電設備が化石燃料を混焼するバイオマス発電設備以外の場合

㈠　発電契約者と発電者との間の電力受給に関する契約および発電者と当社との間の特定契約等が締結されている場合

発電契約者と当社との間の発電量調整供給契約に定める契約受電電力と発電者と当社との間の特定契約等に係る電力受給に関する契約に定める契約受電電力の比

㈡　発電契約者と発電者との間の電力受給に関する契約および発電者と当社との間の一時調達契約が締結されている場合

発電契約者と当社との間の発電量調整供給契約に定める契約受電電力と発電者と当社との間の一時調達契約に係る電力受給に関する契約に定める契約受電電力の比

(ﾊ)　発電契約者と発電者との間の電力受給に関する契約が締結され，かつ，当該発電場所が発電量調整供給契約に属さないこととなった場合または発電者と当社との間の特定契約等が消滅した場合で，接続された電気を当社が無償で受電しているとき。

発電契約者と当社との間の発電量調整供給契約に定める契約受電電力と発電量調整供給契約に属さないこととなった場合の直前の当該発電量調整供給契約に定める契約受電電力または発電者と当社との間の特定契約等が消滅した場合の直前の当該契約に係る電力受給に関する契約に定める契約受電電力の比

ロ　イ(ｲ)，(ﾛ)または(ﾊ)に該当する場合で，化石燃料を混焼するバイオマス発電設備のとき。

当該バイオマス発電設備の再生可能エネルギー特別措置法施行規則第４条の２第２項第９号イに定めるバイオマス比率（以下「認定バイオマス比率」といいます。）

なお，認定バイオマス比率は，発電量調整供給契約の申込みに際して発電契約者から当社に通知していただきます。

また，認定バイオマス比率を変更する場合は，すみやかに変更後の認定バイオマス比率を発電契約者から当社に通知していただきます。

ただし，認定バイオマス比率を用いることが困難な場合は，附則４（発電量調整供給契約についての特別措置〔再生可能エネルギー発電設備〕）(8)イに定める当該バイオマス発電設備のバイオマス比率等を基準として，発電契約者または発電者と当社との協議によって定めた比率といたします。

(2)　(1)の場合で，特定契約または一時調達契約等に係る電力受給に関する契約における金銭債務が当該契約における金銭債務の支払期日を経過してなお支払われず，当該契約を解約したときは，受電地点において同一計量する発電量調整供給に係る発電契約者または発電者からの申出がな

い場合であっても，系統連系受電契約は消滅するものとし，また，すべての発電契約者の発電量調整供給契約を変更していただくものといたします。

なお，この場合には，当社は，その旨を発電契約者または発電者に通知いたします。

また，発電契約者と同一の者である発電者の場合は，当該発電契約者との発電量調整供給契約は変更され，または消滅するものといたします。

⑶　発電場所における発電出力（発電設備等の定格発電出力〔太陽光発電設備の場合は，太陽電池の合計出力とパワーコンディショナーの出力のいずれか小さい方の出力とし，パワーコンディショナーを複数台設置している場合は，各系列における太陽電池の合計出力とパワーコンディショナーの出力のいずれか小さい方の出力を合計した値といたします。〕をいいます。また，複数の発電設備等を使用する発電場所の場合は，当該複数の発電設備等の定格発電出力の合計値といたします。）または同時最大受電電力が10キロワット未満（発電場所が，⑴イ㈠または㈡〔⑴イ㈠に該当する場合に限ります。〕に該当する場合は，当社が無償で受電している電気以外の電気を発電または放電している発電設備等に係る発電出力または同時最大受電電力が10キロワット未満のときといたします。）の場合の料金および必要となるその他の供給条件は，当分の間，次のとおりといたします。

イ　低圧で受電する場合で，その１月の受電地点で計量された30分ごとの発電量調整受電電力量の最大値を２倍した値が10未満のとき，または高圧もしくは特別高圧で受電する場合で，その１月の受電地点で記録型等計量器により計量された30分ごとの連系電力（最小位までといたします。）の最大値が10キロワット未満のとき。

22（系統連系受電サービス）⑶に定める系統連系受電サービス料金および41（契約超過金）⑵に定める契約超過金は申し受けません。

ロ　低圧で受電する場合で，その１月の受電地点で計量された30分ごとの発電量調整受電電力量の最大値を２倍した値が10以上のとき，または高圧もしくは特別高圧で受電する場合で，その１月の受電地点で記録型等計量器により計量された30分ごとの連系電力（最小位までといたします。）の最大値が10キロワット以上のとき。

(ｲ)　22（系統連系受電サービス）(2)イまたはロにおける系統連系受電課金対象電力の算定上，10キロワットを同時最大受電電力とみなします。

(ﾛ)　発電設備等に係る供給地点において電灯定額接続送電サービスが適用されている場合または発電設備等に係る供給地点のその１月の接続送電サービス契約電力（発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は，１接続送電サービスを適用した場合のその１月の接続送電サービス契約電力といたします。）が10キロワット未満の場合は，次のとおりといたします。

ａ　41（契約超過金）(2)イ(ｲ)またはロ(ｲ)における契約超過受電電力の算定上，10キロワットを同時最大受電電力とみなします。

ｂ　41（契約超過金）(2)イ(ﾛ)またはロ(ﾛ)における契約超過受電電力の算定上，10キロワットを接続送電サービス契約電力とみなします。

(4)　契約者が特定契約を締結する再生可能エネルギー発電設備または再生可能エネルギー特別措置法第２条の２第１項に定める市場取引等により再生可能エネルギー電気を供給する事業に係る発電設備等において，イに定める適用範囲に該当する場合の料金および必要となるその他の供給条件は，当分の間，次のとおりといたします。

イ　適　用　範　囲

原則として，2024年３月31日までに再生可能エネルギー特別措置法第９条第４項に定める認定を受け，または，再生可能エネルギー特別

措置法第７条にもとづいて落札された発電設備等に適用いたします。

ロ　系統連系受電サービス料金等

22（系統連系受電サービス）⑶に定める系統連系受電サービス料金および41（契約超過金）⑵に定める契約超過金は申し受けません。

なお，発電場所において，イ以外の発電設備等（当社が特定契約を締結する再生可能エネルギー発電設備を除きます。）が混在する場合またはイの発電設備等が化石燃料を混焼するバイオマス発電設備の場合は，⑴，⑵または⑶により，イ以外の部分に係る系統連系受電課金対象電力，系統連系受電サービスに係る発電量調整受電電力量または契約超過受電電力を定め，系統連系受電サービス料金および契約超過金を申し受けます。

⑴　系統連系受電課金対象電力

a　イの発電設備等が，化石燃料を混焼するバイオマス発電設備以外の場合

系統連系受電課金対象電力は，同時最大受電電力を発電出力等の比であん分してえた値から，発電設備等に係る供給地点のその１月の接続送電サービス契約電力（発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は，１接続送電サービスを適用した場合のその１月の接続送電サービス契約電力といたします。）を発電出力等の比であん分してえた値を差し引いた値といたします。ただし，差し引いた値が零を下回る場合の系統連系受電課金対象電力は，零といたします。

なお，あん分に必要となる発電出力は，契約者または発電契約者から当社へ通知していただきます。

b　イの発電設備等が，化石燃料を混焼するバイオマス発電設備の場合

系統連系受電課金対象電力は，同時最大受電電力を認定バイオ

マス比率であん分してえた値から，発電設備等に係る供給地点のその１月の接続送電サービス契約電力（発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は，１接続送電サービスを適用した場合のその１月の接続送電サービス契約電力といたします。）を認定バイオマス比率であん分してえた値を差し引いた値といたします。ただし，差し引いた値が零を下回る場合の系統連系受電課金対象電力は，零といたします。

なお，認定バイオマス比率は，発電量調整供給契約の申込みに際して契約者または発電契約者から当社に通知していただきます。

また，認定バイオマス比率を変更する場合は，すみやかに変更後の認定バイオマス比率を契約者または発電契約者から当社に通知していただきます。

ただし，認定バイオマス比率を用いることが困難な場合は，附則４（発電量調整供給契約についての特別措置〔再生可能エネルギー発電設備〕）⑻イに定める当該バイオマス発電設備のバイオマス比率等を基準として，契約者，発電契約者または発電者と当社との協議によって定めた比率といたします。

⑷ 発電量調整受電電力量

a イの発電設備等が，契約者が特定契約を締結する再生可能エネルギー発電設備の場合

イ以外の発電設備等に係る発電量調整受電電力量について，30（計量）⑴イただし書または附則４（発電量調整供給契約についての特別措置〔再生可能エネルギー発電設備〕）⑺ハもしくは⑻イに準じて算定いたします。

b イの発電設備等が，再生可能エネルギー特別措置法第２条の２第１項に定める市場取引等により再生可能エネルギー電気を供給する事業に係る発電設備等の場合

イ以外の発電設備等に係る発電量調整受電電力量について，30（計量）⑴イただし書または附則４（発電量調整供給契約についての特別措置〔再生可能エネルギー発電設備〕）⑺ハに準じて算定いたします。ただし，化石燃料を混焼するバイオマス発電設備の場合は，発電量調整受電電力量から発電量調整受電電力量に当該バイオマス発電設備のバイオマス比率を乗じてえた値を差し引いた値にもとづき，算定いたします。

なお，バイオマス比率は，算定後すみやかに発電契約者または発電者から当社に通知していただきます。この場合，当社は，必要に応じて，バイオマス比率の算定根拠に関する文書を発電契約者または発電者から提出していただきます。

⑹ 契約超過受電電力

a イの発電設備等が，化石燃料を混焼するバイオマス発電設備以外の場合

⒜ 同時最大受電電力が発電設備等に係る供給地点の接続送電サービス契約電力（発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は，１接続送電サービスを適用した場合のその１月の接続送電サービス契約電力といたします。）を上回る場合または発電設備等に係る供給地点において電灯定額接続送電サービスが適用されている場合

契約超過受電電力は，その１月の最大連系電力等を発電出力等の比であん分してえた値から同時最大受電電力を発電出力等の比であん分してえた値を差し引いた値といたします。

⒝ 同時最大受電電力が発電設備等に係る供給地点の接続送電サービス契約電力（発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は，１接続送電サービスを適用した場合のその１月の接続送電サービス契約電力といたします。）

を下回る場合

契約超過受電電力は，その１月の最大連系電力等を発電出力等の比であん分してえた値から発電設備等に係る供給地点のその１月の接続送電サービス契約電力（発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は，１接続送電サービスを適用した場合のその１月の接続送電サービス契約電力といたします。）を発電出力等の比であん分してえた値を差し引いた値といたします。ただし，差し引いた値が零を下回る場合は，契約超過金を申し受けません。

b　イの発電設備等が，化石燃料を混焼するバイオマス発電設備の場合

(a)　同時最大受電電力が発電設備等に係る供給地点の接続送電サービス契約電力（発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は，１接続送電サービスを適用した場合のその１月の接続送電サービス契約電力といたします。）を上回る場合または発電設備等に係る供給地点において電灯定額接続送電サービスが適用されている場合

契約超過受電電力は，その１月の最大連系電力等を認定バイオマス比率であん分してえた値から同時最大受電電力を認定バイオマス比率であん分してえた値を差し引いた値といたします。

(b)　同時最大受電電力が発電設備等に係る供給地点の接続送電サービス契約電力（発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は，１接続送電サービスを適用した場合のその１月の接続送電サービス契約電力といたします。）を下回る場合

契約超過受電電力は，その１月の最大連系電力等を認定バイオマス比率であん分してえた値から発電設備等に係る供給地点

のその１月の接続送電サービス契約電力（発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は，１接続送電サービスを適用した場合のその１月の接続送電サービス契約電力といたします。）を認定バイオマス比率であん分してえた値を差し引いた値といたします。ただし，差し引いた値が零を下回る場合は，契約超過金を申し受けません。

⑸　揚水発電設備等が設置された受電地点において，揚水発電設備等により発電量調整供給に係る電気を発電または放電する場合，当該発電量調整供給に係る電気の電力量については，22（系統連系受電サービス）⑶ロに定める電力量料金を申し受けません。ただし，発電設備（当社が特定契約を締結する再生可能エネルギー発電設備を除きます。）に揚水発電設備等が併設されている場合で，発電設備が⑷イに定める適用範囲に該当しないときは，発電契約者または発電者と当社との協議によりあらかじめ定めた方法によって系統連系受電サービスに係る発電量調整受電電力量を算定し，22（系統連系受電サービス）⑶ロに定める電力量料金を申し受けます。また，発電設備（当社が特定契約を締結する再生可能エネルギー発電設備を除きます。）に揚水発電設備等が併設されている場合で，発電設備が⑷イに定める適用範囲に該当し，かつ，再生可能エネルギー特別措置法第２条の２第１項に定める市場取引等により再生可能エネルギー電気を供給する事業に係る発電設備等が設置された受電地点に係る需要場所に接続供給され揚水または蓄電された電気を当該需要場所以外の需要場所に託送供給されるために発電または放電するときは，揚水発電設備等に係る系統連系受電課金対象電力および契約超過受電電力を⑷ロ(ｲ)ａおよび⑷ロ(ﾊ)ａに準じて定め，⑷にかかわらず，22（系統連系受電サービス）⑶イに定める基本料金から22（系統連系受電サービス）⑶ハ(ﾊ)に定める系統設備効率化割引額を差し引いた金額および41（契約超過金）⑵に定める契約超過金を申し受けます。

⑹　発電設備等に係る供給地点において電気最終保障供給約款または離島等供給約款にもとづく電気の需給契約（以下「当社との電気の需給契約」といいます。）を締結している場合は，次のとおりといたします。

イ　18（料金）⑶ロにおいて，当社との電気の需給契約における料金の支払義務発生日を供給側料金算定日とみなします。

ロ　22（系統連系受電サービス）⑵における系統連系受電課金対象電力または41（契約超過金）⑵における契約超過受電電力の算定上，次のとおりといたします。

⑴　当社との電気の需給契約において，定額電灯，公衆街路灯Ａ（契約負荷設備の総容量が400ボルトアンペア未満の場合に限ります。）または農事用電灯が適用されている場合を電灯定額接続送電サービスが適用されている場合とみなします。

⑵　当社との電気の需給契約において，公衆街路灯Ａ（契約負荷設備の総容量が400ボルトアンペア以上の場合に限ります。）が適用されている場合，公衆街路灯Ａの契約負荷設備の総容量を電灯臨時定額接続送電サービスにおける契約負荷設備の総容量に準じて取り扱います。

⑶　当社との電気の需給契約における契約電力を接続送電サービス契約電力または臨時接続送電サービス契約電力とみなし，当社との電気の需給契約における契約電流を接続送電サービス契約電流または臨時接続送電サービス契約電流とみなし，当社との電気の需給契約における契約容量を接続送電サービス契約容量または臨時接続送電サービス契約容量とみなし，当社との電気の需給契約における臨時電灯Ａの契約負荷設備の総容量を電灯臨時定額接続送電サービスにおける契約負荷設備の総容量とみなします。

ハ　53（契約の廃止）⑸または55（解約等）⑹において，当社との電気の需給契約を接続供給契約とみなします。

⑺　2024年３月31日までに接続供給に係る電気を発電または放電する発電場所で，イに定める近接性評価地域に立地している発電場所における系統設備効率化割引単価は，別表２（系統設備効率化割引の対象変電所等）⑴に定める系統設備効率化割引の対象変電所等および系統設備効率化割引単価の見直しまでの間，ロまたはハといたします。

イ　近接性評価地域

次の地域を近接性評価地域といたします。

	市町村
福岡県	福岡市，大牟田市，久留米市，直方市，飯塚市，田川市，柳川市，筑後市，大川市，行橋市，中間市，小郡市，筑紫野市，春日市，大野城市，宗像市，太宰府市，古賀市，福津市，宮若市，朝倉市，那珂川市，宇美町，篠栗町，志免町，須恵町，新宮町，久山町，粕屋町，芦屋町，水巻町，岡垣町，遠賀町，小竹町，鞍手町，桂川町，筑前町，大刀洗町，大木町，広川町，糸田町，川崎町，福智町，吉富町
佐賀県	佐賀市，鳥栖市，伊万里市，小城市，吉野ヶ里町，基山町，上峰町，みやき町，玄海町，大町町，江北町
長崎県	長崎市，島原市，諫早市，大村市，長与町，時津町，川棚町，佐々町
大分県	別府市，津久見市
熊本県	熊本市，荒尾市，玉名市，宇土市，合志市，南関町，長洲町，大津町，菊陽町，嘉島町，益城町
宮崎県	宮崎市，日向市，国富町，高鍋町，新富町
鹿児島県	鹿児島市

ロ　受電電圧が標準電圧6,000ボルト以下の場合の系統設備効率化割引単価

22（系統連系受電サービス）⑶ハ(ロ)によって算定された系統設備効率化割引単価が，22（系統連系受電サービス）⑶ハ(ロ)の割引区分Ａ－２およびＢ－２を適用した場合に算定される系統設備効率化割引単価を下回る場合の系統設備効率化割引単価は，22（系統連系受電サービ

ス）⑶ハ㈡にかかわらず，22（系統連系受電サービス）⑶ハ㈡の割引区分Ａ－２およびＢ－２を適用した場合に算定される系統設備効率化割引単価といたします。

ハ　受電電圧が標準電圧6,000ボルトをこえる場合の系統設備効率化割引単価

22（系統連系受電サービス）⑶ハ㈡によって算定された系統設備効率化割引単価が，22（系統連系受電サービス）⑶ハ㈡の割引区分Ａ－２を適用した場合に算定される系統設備効率化割引単価を下回る場合の系統設備効率化割引単価は，22（系統連系受電サービス）⑶ハ㈡にかかわらず，22（系統連系受電サービス）⑶ハ㈡の割引区分Ａ－２を適用した場合に算定される系統設備効率化割引単価といたします。

18　災害救助法が適用された場合等の特別措置

2025年４月１日以降に当社供給区域において災害が発生し，原則として災害発生日から１年以内に，当社供給区域内の地域が災害救助法第２条第３項に定める災害発生市町村または本部所管区域市町村の区域（以下「災害救助法適用地域」といいます。）として公示された場合，または当該災害が激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第２条第１項に定める激甚災害として指定され当社供給区域内の地域がその対象地域となった場合で，災害救助法の公示日または激甚災害の指定日が属する月から６月後の月の末日までに，当該災害により被害を受けた需要者（原則として災害救助法適用地域または激甚災害の対象地域の需要者に限ります。）の供給地点に係る託送供給について当該需要者に対して電気の供給を行なう契約者からこの特別措置の適用の申出があるとき（当社が分割接続供給を行なう供給地点においては，双方の契約者から申出がある場合に限ります。）または当該災害により被害を受けた発電者（原則として災害救助法適用地域または激甚災害の対象地域の発電者に限ります。）の受電

地点に係る発電量調整供給について当該発電者もしくは当該発電量調整供給に係る発電契約者からこの特別措置の適用の申出があるときの料金および必要となるその他の供給条件は次のとおりといたします。

なお，当社は，需要者または発電者の被害状況を確認するため，必要に応じてり災証明書の提示を求める等の措置を講ずることがあります。

⑴　災害により被害を受けた需要者の供給地点に係る接続送電サービス料金，臨時接続送電サービス料金および予備送電サービス料金について，災害発生日が属する月の前月の料金（支払期日が災害発生日以降となるものに限ります。），および災害発生日が属する月からその翌々月までの料金の供給側料金算定日を，18（料金）⑴にかかわらず，それぞれ１月延期いたします。

⑵　災害により被害を受けた需要者の供給地点において，災害により被害を受けたときから引き続きまったく電気を使用しない場合には，災害発生日が属する月から６月後の月の末日までの間は，料金の算定期間ごとに次の割引を行ない料金を算定いたします。

イ　割 引 の 対 象

電灯定額接続送電サービスについては接続送電サービス料金とし，電灯臨時定額接続送電サービスおよび動力臨時定額接続送電サービスについては臨時接続送電サービス料金とし，その他については当該供給地点の接続送電サービスまたは臨時接続送電サービスの基本料金（力率割引または割増しの適用を受ける場合はその適用後の基本料金といたします。）といたします。ただし，33（料金の算定）⑴イ，ロ，ニ，ホ，ヘまたはリの場合は，まったく電気を使用しない日における契約内容に応じて算定される１月の金額といたします。

ロ　割　　引　　率

ハに定める割引日数１日ごとに４パーセントといたします。

ハ　割　引　日　数

割引日数は，各月の料金の算定期間における，災害により被害を受けたときから引き続きまったく電気を使用しない期間の日数とし，30分ごとの接続供給電力量等にもとづき当社との協議によって定めます。

⑶　災害により被害を受けた需要者の供給地点において，災害により被害を受けたときから引き続きまったく予備送電サービスを使用しない場合には，災害発生日が属する月から６月後の月の末日までの間は，料金の算定期間ごとに⑵に準じて割引を行ない予備送電サービス料金を算定いたします。

⑷　災害により被害を受けた需要者の供給地点において，災害により被害を受けたときから引き続きまったく電気を使用しないで，契約者が当該供給地点に係る接続供給を廃止された後，契約者が新たに当該供給地点に係る接続供給の申込みを行なった場合で，その申込みが災害発生日が属する月の６月後の月の末日までに行なわれ，かつ，その申込みが災害により被害を受けたときの当該供給地点に係る接続送電サービス契約電力等をこえないとき（分割接続供給の場合は，その申込みにもとづく１供給地点につき，１接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービス契約電力等が，災害により被害を受けたときの１供給地点につき，１接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービス契約電力等をこえないときに限ります。）は，70（供給地点への供給設備の工事費負担金）にかかわらず，その工事費負担金を申し受けません。

⑸　契約者が，災害により被害を受けた需要者の供給地点において，再建等のため，20（臨時接続送電サービス）の申込みを行なった場合で，その申込みが災害発生日が属する月の６月後の月の末日までに行なわれたときは，73（臨時工事費）にかかわらず，その臨時工事費を申し受けません。

⑹　災害により被害を受けた需要者の供給地点において，電気設備が災害のため復旧まで一時使用不能となった場合，18（料金）⑴にかかわらず，

災害発生日が属する月から６月後の月の末日までの間は，その使用不能設備に相当する接続送電サービスの基本料金，臨時接続送電サービスの基本料金および予備送電サービス料金の割引を行ない料金を算定いたします。

⑺　契約者が，災害により被害を受けた需要者の供給地点において，再建等のため，引込線，計量器，その付属装置，区分装置，通信設備および電流制限器等の取付位置の変更の申込みを災害発生日が属する月の６月後の月の末日までに行なった場合で，その供給方法が災害により被害を受けたときの供給方法と同一であるときは，62（引込線の接続），63（計量器等の取付け），64（通信設備の施設）および66（電流制限器等の取付け）にかかわらず，原則として，その初回の工事に要した実費を申し受けません。

⑻　災害により被害を受けた需要者の供給地点において，当社が分割接続供給を行なう場合で，⑵または⑹によって割引を行ない接続送電サービス料金または臨時接続送電サービス料金を算定するときは，⑼または⑽による料金の調整を行なうために，１供給地点につき，１接続送電サービスまたは１臨時接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービス料金または臨時接続送電サービス料金を，⑵または⑹に準じて割引を行ない算定いたします。

⑼　災害により被害を受けた需要者の供給地点において，当社が分割接続供給を行ない，かつ，⑵または⑹によって割引を行ない接続送電サービス料金を算定する場合で，それぞれの契約者に係る接続送電サービス料金の合計と，⑻によって算定された１供給地点につき，１接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービス料金との間に差が生ずるときは，33（料金の算定）⑾に準じて接続送電サービス料金の調整を行ないます。

⑽　災害により被害を受けた需要者の供給地点において，当社が分割接続供給を行ない，かつ，⑵または⑹によって割引を行ない臨時接続送電

サービス料金を算定する場合で，それぞれの契約者に係る臨時接続送電サービス料金の合計と，⑻によって算定された１供給地点につき，１臨時接続送電サービスを適用した場合の臨時接続送電サービス料金との間に差が生ずるときは，33（料金の算定）⑿に準じて，臨時接続送電サービス料金の調整を行ないます。

⑾　災害により被害を受けた需要者の供給地点において，当社が分割接続供給を行なう場合で，⑶または⑹によって割引を行ない予備送電サービス料金を算定するときは，⑿による料金の調整を行なうために，１供給地点につき，１予備送電サービスを適用した場合の予備送電サービス料金を，⑶または⑹に準じて割引を行ない算定いたします。

⑿　災害により被害を受けた需要者の供給地点において，当社が分割接続供給を行ない，かつ，予備送電サービスをあわせて適用し，⑶または⑹によって割引を行ない予備送電サービス料金を算定する場合で，それぞれの契約者に係る予備送電サービス料金の合計と，⑾によって算定された１供給地点につき，１予備送電サービスを適用した場合の予備送電サービス料金との間に差が生ずるときは，33（料金の算定）⒀に準じて予備送電サービス料金の調整を行ないます。

⒀　災害により被害を受けた発電者の受電地点に係る系統連系受電サービス料金について，災害発生日が属する月の前月の料金（支払期日が災害発生日以降となるものに限ります。），および災害発生日が属する月からその翌々月までの料金の支払期日を，34（支払義務の発生および支払期日）にかかわらず，それぞれ１月延期いたします。

⒁　災害により被害を受けた発電者の受電地点において，災害により被害を受けたときから引き続きまったく発電または放電しない場合（他の発電量調整供給契約等と同一計量する場合等は，すべての発電量調整供給等に係る発電量調整受電電力量等が零であるときに限ります。）には，災害発生日が属する月から６月後の月の末日までの間は，料金の算定期

間ごとに次の割引を行ない料金を算定いたします。

イ　割 引 の 対 象

当該受電地点の系統連系受電サービスの基本料金から系統設備効率化割引額を差し引いた金額といたします。ただし，33（料金の算定）⑴イ，ハ，ニ，トまたはチの場合は，まったく電気を発電または放電しない日における契約内容に応じて算定される１月の金額といたします。

ロ　割　　引　　率

ハに定める割引日数１日ごとに４パーセントといたします。

ハ　割　引　日　数

割引日数は，各月の料金の算定期間における，災害により被害を受けたときから引き続きまったく電気を発電または放電しない期間の日数とし，30分ごとの発電量調整受電電力量等にもとづき当社との協議によって定めます。

⑮　災害により被害を受けた発電者の受電地点において，発電設備等が災害のため復旧まで一時運転不能となった場合，18（料金）⑶にかかわらず，災害発生日が属する月から６月後の月の末日までの間は，その運転不能設備に相当する系統連系受電サービスの基本料金の割引を行ない料金を算定いたします。

なお，この場合，その運転不能設備に相当する系統連系受電サービスの系統設備効率化割引は適用いたしません。

別　　表

別　　表

1　契約設備電力の算定

⑴　契約設備電力は，原則として，電流制限器等または主開閉器の定格電流にもとづき次により算定いたします。この場合，１キロボルトアンペアを１キロワットとみなします。

イ　電流制限器等による場合

入力（ｷﾛﾎﾞﾙﾄｱﾝﾍﾟｱ）＝制限される電流（ｱﾝﾍﾟｱ）または電流制限器等の定格電流（ｱﾝﾍﾟｱ）×100ﾎﾞﾙﾄ× $\frac{1}{1,000}$

ロ　主開閉器による場合

別表３（契約電力および契約容量の算定方法）に準じて算定いたします。

⑵　⑴によりがたい場合は，負荷設備の容量等を基準として定めるものといたします。

２　系統設備効率化割引の対象変電所等

⑴　系統設備効率化割引の対象変電所等

次の変電所等を系統設備効率化割引の対象変電所等といたします。

割引区分	割引対象変電所等
Ａ－１	槻田系統開閉所，西谷変電所，北九州変電所， 到津変電所，上津役変電所，住吉変電所，赤坂変電所， 久留米変電所，南福岡変電所，古賀変電所， 東福岡変電所，長崎変電所，諫早変電所
Ａ－２	門司変電所，若松変電所，西福岡変電所，脊振変電所， 三池変電所，筑豊変電所，山家変電所，伊都変電所， 中央変電所，木佐木変電所，苅田変電所， 南苅田系統開閉所，北佐賀変電所，鳥栖変電所， 武雄変電所，東佐世保変電所，北熊本変電所
Ａ－３	東豊前変電所，豊前変電所，唐津変電所， 西九州変電所，西佐世保変電所，北長崎変電所， 南熊本変電所，緑川変電所，弓削変電所， 中九州変電所，熊本変電所
Ｂ－１	砂津変電所，堺町変電所，三郎丸変電所，小倉変電所， 旦過変電所，徳力変電所，横代変電所，前田変電所， 黒崎変電所，穴生変電所，上津役変電所，藤田変電所， 香椎変電所，箱崎変電所，多の津変電所， アイランドシティ変電所，前松原変電所，東浜変電所， 中洲変電所，板付変電所，土居町変電所，住吉変電所， 簑島変電所，竹下変電所，西春変電所，千代変電所， 堅粕変電所，古門戸変電所，須崎変電所，天神変電所， 大濠変電所，那の川変電所，今泉変電所， 渡辺通変電所，荒戸変電所，中尾変電所， 西福岡変電所，井尻変電所，野間変電所，姪浜変電所， 七隈変電所，長尾変電所，福陵変電所，西新変電所， 重留変電所，京町変電所，千本杉変電所， 久留米変電所，東町変電所，原古賀変電所， 原田変電所，白木原変電所，太宰府変電所， 篠栗変電所，志免変電所，亀山変電所，東福岡変電所， 長者原変電所，神辺変電所，丸山変電所， 宮ノ下変電所，新地変電所，厳原変電所， 佐須奈発電所，芦辺発電所，郷ノ浦変電所， 大分変電所，上野変電所，金池変電所，寒田変電所， 大江変電所，銀座橋変電所，慶徳変電所， 保田窪変電所，神水変電所，江津変電所，御領変電所， 新住用川発電所，名瀬発電所，中種子変電所， 古仁屋変電所

割引区分	割引対象変電所等
Ｂ－２	錦町変電所，大里変電所，めかり変電所，原町変電所， 洞海変電所，東畑変電所，戸畑変電所，大門変電所， 金鶏町変電所，港町変電所，井堀変電所， 三萩野変電所，曽根変電所，貫変電所，香月変電所， 折尾変電所，浅川変電所，塩屋変電所，和白変電所， 箱崎浜変電所，壱岐変電所，今宿変電所，浜田変電所， 嘉穂変電所，大渕変電所，通谷変電所，二日市変電所， 上白水変電所，平田台変電所，古賀変電所， 久保変電所，新宮変電所，若久変電所，神野変電所， 大財変電所，高木瀬変電所，松原変電所，鍋島変電所， 元石変電所，銭座変電所，賑橋変電所，浦上変電所， 富士見変電所，花丘変電所，矢上変電所，大野変電所， 大久保変電所，佐世保変電所，熊野変電所， 日宇変電所，諫早変電所，豊玉発電所，久賀変電所， 長与変電所，川棚変電所，小値賀変電所， 阿瀬津変電所，奈良尾変電所，王子変電所， 鶴崎変電所，中島変電所，日岡変電所，岡川変電所， 寿町変電所，別府変電所，田の湯変電所，石垣変電所， 下筌変電所，大山変電所，臼杵変電所，津久見変電所， 大岳変電所，日吉変電所，新町変電所，坪井変電所， 花畑変電所，健軍変電所，池田変電所，近見変電所， 弓削変電所，八代変電所，田迎変電所，清水変電所， 青葉変電所，旭変電所，恒富変電所，城山変電所， 田上変電所，鹿児島変電所，清滝変電所，名山変電所， 谷山変電所，鴨池変電所，永田変電所，天文館変電所， 紫原変電所，新種子島発電所，竜郷変電所

なお，系統設備効率化割引の対象変電所等および系統設備効率化割引単価については，原則として2028年４月１日に見直しを行なうものとし，当該見直し後は原則として５年ごとに見直しを行なうものといたします。

⑵　系統設備効率化割引の割引区分の適用

イ　⑴の割引区分は，10（契約の成立および契約期間）⑴により系統連系受電契約が成立したときの連系変電所等により適用いたします。

なお，連系変電所等については，原則として2028年４月１日に見直しを行なうものとし，当該見直し後は原則として５年ごとに見直しを行なうものといたします。

ロ　⑴に定める系統設備効率化割引の対象変電所等および系統設備効率

化割引単価の見直しまでの間に利用する変電所等に変更があった場合であっても，⑴に定める系統設備効率化割引の対象変電所等および系統設備効率化割引単価の見直しまでの間に適用される割引区分は継続されるものといたします。

ハ　⑴に定める系統設備効率化割引の対象変電所等および系統設備効率化割引単価の見直し後に発電量調整供給を開始した場合であっても，⑴の割引区分は，イにより適用するものといたします。ただし，適用される22（系統連系受電サービス）⑶ハ(ﾛ)の系統設備効率化割引単価は見直し後のものといたします。

ニ　2024年４月１日以降，受電地点を新たに設定する発電場所（発電設備等を新たに使用する場合に限ります。）または同一地点で発電設備等のすべての変更を行なう発電場所について，発電量調整供給の開始または変更以降，⑴に定める系統設備効率化割引の対象変電所等および系統設備効率化割引単価の見直しを行なった場合における見直し後に適用する割引区分は，その次の⑴に定める系統設備効率化割引の対象変電所等および系統設備効率化割引単価の見直しまでの間１回に限り，次のとおりといたします。ただし，適用される22（系統連系受電サービス）⑶ハ(ﾛ)の系統設備効率化割引単価は見直し後のものといたします。

見直し前の割引区分	見直し後の割引区分	適用される割引区分
Ａ－１	Ａ－１，Ａ－２，Ａ－３または割引対象外	Ａ－１
Ａ－２	Ａ－１	Ａ－１
	Ａ－２，Ａ－３または割引対象外	Ａ－２
Ａ－３	Ａ－１	Ａ－１
	Ａ－２	Ａ－２
	Ａ－３または割引対象外	Ａ－３
Ｂ－１	Ｂ－１，Ｂ－２または割引対象外	Ｂ－１
Ｂ－２	Ｂ－１	Ｂ－１
	Ｂ－２または割引対象外	Ｂ－２

３　契約電力および契約容量の算定方法

19（接続送電サービス）⑵イ㈡ｂもしくは㈢または20（臨時接続送電サービス）⑵イ㈠ｂ㈡もしくは㈡ｂの場合の契約電力または契約容量は，次により算定いたします。ただし，契約電力を算定する場合は，力率（100パーセントといたします。）を乗じます。

⑴　供給電気方式および供給電圧が交流単相２線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相３線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトの場合

$$\text{契約主開閉器の定格電流（ｱﾝﾍﾟｱ）} \times \text{電圧（ﾎﾞﾙﾄ）} \times \frac{1}{1,000}$$

なお，交流単相３線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトの場合の電圧は，200ボルトといたします。

⑵　供給電気方式および供給電圧が交流３相３線式標準電圧200ボルトの場合

契約主開閉器の定格電流(ｱﾝﾍﾟｱ)×電圧(ﾎﾞﾙﾄ)×1.732×$\frac{1}{1,000}$

4　負荷設備の入力換算容量

⑴　照明用電気機器

照明用電気機器の換算容量は，次のイ，ロ，ハおよびニによります。

イ　け　い　光　灯

	換　算　容　量	
	入力（ﾎﾞﾙﾄｱﾝﾍﾟｱ）	入力（ﾜｯﾄ）
高　力　率　型	管灯の定格消費電力(ﾜｯﾄ)×150ﾊﾟｰｾﾝﾄ	管灯の定格消費電力(ﾜｯﾄ)×125ﾊﾟｰｾﾝﾄ
低　力　率　型	管灯の定格消費電力(ﾜｯﾄ)×200ﾊﾟｰｾﾝﾄ	

ロ　ネ オ ン 管 灯

２次電圧（ﾎﾞﾙﾄ）	換　算　容　量		
	入　力（ﾎﾞﾙﾄｱﾝﾍﾟｱ）		入力（ﾜｯﾄ）
	高 力 率 型	低 力 率 型	
３,０００	３０	８０	３０
６,０００	６０	１５０	６０
９,０００	１００	２２０	１００
１２,０００	１４０	３００	１４０
１５,０００	１８０	３５０	１８０

ハ　スリームラインランプ

管の長さ（ミリメートル）	換　　算　　容　　量	
	入　力（ボルトアンペア）	入　力（ワット）
９９９以下	４０	４０
１,１４９以下	６０	６０
１,５５６以下	７０	７０
１,７５９以下	８０	８０
２,３６８以下	１００	１００

ニ　水　　銀　　灯

出力（ワット）	換　　算　　容　　量		
	入　　力（ボルトアンペア）		入力（ワット）
	高 力 率 型	低 力 率 型	
４０以下	６０	１３０	５０
６０以下	８０	１７０	７０
８０以下	１００	１９０	９０
１００以下	１５０	２００	１３０
１２５以下	１６０	２９０	１４５
２００以下	２５０	４００	２３０
２５０以下	３００	５００	２７０
３００以下	３５０	５５０	３２５
４００以下	５００	７５０	４３５
７００以下	８００	１,２００	７３５
１,０００以下	１,２００	１,７５０	１,００５

⑵ 誘 導 電 動 機

イ　単相誘導電動機

⑴　出力が馬力表示の単相誘導電動機の換算容量（入力〔キロワット〕）は，換算率100.0パーセントを乗じたものといたします。

⑵　出力がワット表示のものは，次のとおりといたします。

出力（ﾜｯﾄ）	換　　算　　容　　量		
	入　　力（ﾎﾞﾙﾄｱﾝﾍﾟｱ）		入　　力（ﾜｯﾄ）
	高 力 率 型	低 力 率 型	
３５以下	――	１６０	出力（ﾜｯﾄ） ×133.0ﾊﾟｰｾﾝﾄ
４５以下	――	１８０	
６５以下	――	２３０	
１００以下	２５０	３５０	
２００以下	４００	５５０	
４００以下	６００	８５０	
５５０以下	９００	１，２００	
７５０以下	１，０００	１，４００	

ロ　３相誘導電動機

換算容量（入力〔キロワット〕）
出力（馬力）　×　９３．３パーセント
出力（ｷﾛﾜｯﾄ）×１２５．０パーセント

⑶　レントゲン装置

レントゲン装置の換算容量は，次によります。

なお，レントゲン装置が２以上の装置種別を兼ねる場合は，いずれか

大きい換算容量といたします。

装置種別（携帯型および移動型を含みます。）	最高定格管電圧（キロボルトピーク）	管電流（短時間定格電流）（ミリアンペア）	換算容量（入力）（キロボルトアンペア）
治療用装置			定格１次最大入力（キロボルトアンペア）の値といたします。
診察用装置	95キロボルトピーク以下	20ミリアンペア以下	1
		20ミリアンペア超過 30ミリアンペア以下	1．5
		30ミリアンペア超過 50ミリアンペア以下	2
		50ミリアンペア超過 100ミリアンペア以下	3
		100ミリアンペア超過 200ミリアンペア以下	4
		200ミリアンペア超過 300ミリアンペア以下	5
		300ミリアンペア超過 500ミリアンペア以下	7．5
		500ミリアンペア超過 1,000ミリアンペア以下	１０
	95キロボルトピーク超過 100キロボルトピーク以下	200ミリアンペア以下	5
		200ミリアンペア超過 300ミリアンペア以下	6
		300ミリアンペア超過 500ミリアンペア以下	8
		500ミリアンペア超過 1,000ミリアンペア以下	１３．５
	100キロボルトピーク超過 125キロボルトピーク以下	500ミリアンペア以下	9．5
		500ミリアンペア超過 1,000ミリアンペア以下	１６
	125キロボルトピーク超過 150キロボルトピーク以下	500ミリアンペア以下	１１
		500ミリアンペア超過 1,000ミリアンペア以下	１９．５
蓄電器放電式診察用装置	コンデンサ容量 0.75マイクロファラッド以下		1
	0.75マイクロファラッド超過 1.5マイクロファラッド以下		2
	1.5マイクロファラッド超過 ３マイクロファラッド以下		3

⑷　電 気 溶 接 機

電気溶接機の換算容量は，次の算式によって算定された値といたします。

イ　日本産業規格に適合した機器（コンデンサ内蔵型を除きます。）の場合

入力（ｷﾛﾜｯﾄ）＝最大定格１次入力（ｷﾛﾎﾞﾙﾄｱﾝﾍﾟｱ）×70パーセント

ロ　イ以外の場合

入力（ｷﾛﾜｯﾄ）＝実測した１次入力（ｷﾛﾎﾞﾙﾄｱﾝﾍﾟｱ）×70パーセント

⑸　そ　　の　　他

イ　⑴，⑵，⑶および⑷によることが不適当と認められる電気機器の換算容量（入力）は，実測した値を基準として契約者と当社との協議によって定めます。ただし，特別の事情がある場合は，定格消費電力を換算容量（入力）とすることがあります。

ロ　動力と一体をなし，かつ，動力を使用するために直接必要であって欠くことができない表示灯は，動力とあわせて１契約負荷設備として契約負荷設備の容量（入力）を算定いたします。

ハ　予備設備であることが明らかな電気機器については，契約負荷設備の容量の算定の対象といたしません。

５　離島ユニバーサルサービス調整

⑴　離島ユニバーサルサービス調整額の算定

イ　離島平均燃料価格

原油換算値１キロリットル当たりの離島平均燃料価格は，貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき，次の算式によって算定された値といたします。

なお，離島平均燃料価格は，100円単位とし，100円未満の端数は，10円の位で四捨五入いたします。

離島平均燃料価格＝Ａ×α＋Ｂ×β＋Ｃ×γ

Ａ＝各離島平均燃料価格算定期間における１キロリットル当たりの平均原油価格

Ｂ＝各離島平均燃料価格算定期間における１トン当たりの平均液化天然ガス価格

Ｃ＝各離島平均燃料価格算定期間における１トン当たりの平均石炭価格

α＝1.0000

β＝0.0000

γ＝0.0000

なお，各離島平均燃料価格算定期間における１キロリットル当たりの平均原油価格，１トン当たりの平均液化天然ガス価格および１トン当たりの平均石炭価格の単位は，１円とし，その端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。

ロ　離島基準燃料価格

原油換算値１キロリットル当たりの離島基準燃料価格は，79,300円といたします。

ハ　離島調整上限燃料価格

原油換算値１キロリットル当たりの離島調整上限燃料価格は，119,000円といたします。

ニ　離島ユニバーサルサービス調整単価

離島ユニバーサルサービス調整単価は，次の算式によって算定された値といたします。

なお，離島ユニバーサルサービス調整単価の単位は，１銭とし，その端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。

⑴　１キロリットル当たりの離島平均燃料価格が離島基準燃料価格を下回る場合

離島ユニバーサルサービス調整単価＝

$$(\text{離島基準燃料価格}-\text{離島平均燃料価格})\times\frac{\text{⑵の離島基準単価}}{1,000}$$

㈺　１キロリットル当たりの離島平均燃料価格が離島基準燃料価格を上回り，かつ，離島調整上限燃料価格以下の場合

離島ユニバーサルサービス調整単価＝

$$(\text{離島平均燃料価格}-\text{離島基準燃料価格})\times\frac{\text{⑵の離島基準単価}}{1,000}$$

㈻　１キロリットル当たりの離島平均燃料価格が離島調整上限燃料価格を上回る場合

離島平均燃料価格は，離島調整上限燃料価格といたします。

離島ユニバーサルサービス調整単価＝

$$(\text{離島調整上限燃料価格}-\text{離島基準燃料価格})\times\frac{\text{⑵の離島基準単価}}{1,000}$$

ホ　離島ユニバーサルサービス調整単価の適用

各離島平均燃料価格算定期間の離島平均燃料価格によって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価は，その離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間に使用される接続供給に係る電気に適用いたします。

㈠　各離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間は，㈺，㈻および㈬の場合を除き，次のとおりといたします。

離島平均燃料価格算定期間	離島ユニバーサルサービス 調整単価適用期間
毎年１月１日から３月31日までの期間	その年の５月の検針日から６月の検針日の前日までの期間
毎年２月１日から４月30日までの期間	その年の６月の検針日から７月の検針日の前日までの期間
毎年３月１日から５月31日までの期間	その年の７月の検針日から８月の検針日の前日までの期間
毎年４月１日から６月30日までの期間	その年の８月の検針日から９月の検針日の前日までの期間
毎年５月１日から７月31日までの期間	その年の９月の検針日から10月の検針日の前日までの期間
毎年６月１日から８月31日までの期間	その年の10月の検針日から11月の検針日の前日までの期間
毎年７月１日から９月30日までの期間	その年の11月の検針日から12月の検針日の前日までの期間
毎年８月１日から10月31日までの期間	その年の12月の検針日から翌年の１月の検針日の前日までの期間
毎年９月１日から11月30日までの期間	翌年の１月の検針日から２月の検針日の前日までの期間
毎年10月１日から12月31日までの期間	翌年の２月の検針日から３月の検針日の前日までの期間
毎年11月１日から翌年の１月31日までの期間	翌年の３月の検針日から４月の検針日の前日までの期間
毎年12月１日から翌年の２月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は，翌年の２月29日までの期間）	翌年の４月の検針日から５月の検針日の前日までの期間

(ﾛ) 記録型等計量器により計量する場合で，当社があらかじめ契約者に計量日をお知らせしたときは，(ﾆ)の場合を除き，その供給地点の各離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間は，(ｲ)に準ずるものといたします。この場合，(ｲ)にいう検針日は，計量日といたします。

(ﾊ) 定額接続送電サービスの場合は，各離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間は，(ｲ)に準ずるものといたします。この場合，(ｲ)にいう検針日は，その供給地点の属する検針区域の検針日といたします。ただし，電灯臨時定額接続送電サービスおよび動力臨時定額接続送電サービスの適用を受け，料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期

間，または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合は，㈠にいう検針日は，応当日といたします。

㈡　検針日が毎月初日の需要者に係る供給地点については，各離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間は，㈠に準ずるものといたします。この場合，㈠にいう各月の検針日は，その月の翌月の初日といたします。

ヘ　離島ユニバーサルサービス調整額

㈠　定額制供給の場合

ａ　電灯定額接続送電サービス

離島ユニバーサルサービス調整額は，ニによって算定された各契約負荷設備ごとの離島ユニバーサルサービス調整単価の合計といたします。

ｂ　電灯臨時定額接続送電サービスおよび動力臨時定額接続送電サービス

離島ユニバーサルサービス調整額は，ニによって算定された各臨時接続送電サービスごとの離島ユニバーサルサービス調整単価といたします。

㈡　従量制供給の場合

離島ユニバーサルサービス調整額は，その１月の接続供給電力量にニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価を適用して算定いたします。

⑵　離島基準単価

離島基準単価は，離島平均燃料価格が1,000円変動した場合の値といたします。

イ　定額制供給の場合

㈠　電灯定額接続送電サービス

離島基準単価は，各契約負荷設備ごとに１月につき次のとおりと

いたします。

電灯	10ワットまでの１灯につき	１銭３厘
	10ワットをこえ20ワットまでの１灯につき	２銭５厘
	20ワットをこえ40ワットまでの１灯につき	５銭２厘
	40ワットをこえ60ワットまでの１灯につき	７銭７厘
	60ワットをこえ100ワットまでの１灯につき	１２銭９厘
	100ワットをこえる１灯につき100ワットまでごとに	１２銭９厘
小型機器	50ボルトアンペアまでの１機器につき	３銭９厘
	50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの１機器につき	７銭７厘
	100ボルトアンペアをこえる１機器につき50ボルトアンペアまでごとに	３銭９厘

(ﾛ) 電灯臨時定額接続送電サービス

離島基準単価は，契約負荷設備の総容量（入力）によって，１日につき次のとおりといたします。

総容量が50ボルトアンペアまでの場合	１厘
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	２厘
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	２厘
総容量が500ボルトアンペアをこえ１キロボルトアンペアまでの場合	２銭１厘
総容量が１キロボルトアンペアをこえ３キロボルトアンペアまでの場合１キロボルトアンペアまでごとに	２銭１厘

(ﾊ) 動力臨時定額接続送電サービス

離島基準単価は，次のとおりといたします。ただし，臨時接続送電サービス契約電力が0.5キロワットの場合の離島基準単価は，臨時接続送電サービス契約電力が１キロワットの場合の離島基準単価の半額といたします。

臨時接続送電サービス契約電力１キロワット１日につき	２銭２厘

ロ　従量制供給の場合

離島基準単価は，次のとおりといたします。

１キロワット時につき	３厘

⑶　離島ユニバーサルサービス調整単価等のお知らせ

当社は，⑴イの各離島平均燃料価格算定期間における１キロリットル当たりの平均原油価格，１トン当たりの平均液化天然ガス価格，１トン当たりの平均石炭価格および⑴ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価をインターネットを利用する方法等によりお知らせいたします。

６　平均力率の算定

⑴　平均力率は，無効電力量を有効電力量で除してえた値（端数は，小数点以下第５位で四捨五入いたします。）に応じて，次のとおりといたします。ただし，有効電力量の値が零となる場合の平均力率は，85パーセントとみなします。

無効電力量／有効電力量の値		平均力率(パーセント)	無効電力量／有効電力量の値		平均力率(パーセント)
から	まで		から	まで	
0.0000	0.1004	１００	1.0061	1.0345	７０
0.1005	0.1752	９９	1.0346	1.0636	６９
0.1753	0.2279	９８	1.0637	1.0931	６８
0.2280	0.2718	９７	1.0932	1.1231	６７
0.2719	0.3106	９６	1.1232	1.1536	６６
0.3107	0.3461	９５	1.1537	1.1848	６５
0.3462	0.3793	９４	1.1849	1.2166	６４
0.3794	0.4108	９３	1.2167	1.2490	６３
0.4109	0.4409	９２	1.2491	1.2822	６２
0.4410	0.4701	９１	1.2823	1.3161	６１
0.4702	0.4984	９０	1.3162	1.3508	６０
0.4985	0.5261	８９	1.3509	1.3864	５９
0.5262	0.5533	８８	1.3865	1.4229	５８
0.5534	0.5801	８７	1.4230	1.4603	５７
0.5802	0.6066	８６	1.4604	1.4988	５６
0.6067	0.6329	８５	1.4989	1.5384	５５
0.6330	0.6590	８４	1.5385	1.5792	５４
0.6591	0.6850	８３	1.5793	1.6211	５３
0.6851	0.7110	８２	1.6212	1.6644	５２
0.7111	0.7370	８１	1.6645	1.7091	５１
0.7371	0.7630	８０	1.7092	1.7554	５０
0.7631	0.7892	７９	1.7555	1.8031	４９
0.7893	0.8154	７８	1.8032	1.8526	４８
0.8155	0.8419	７７	1.8527	1.9039	４７
0.8420	0.8685	７６	1.9040	1.9571	４６
0.8686	0.8954	７５	1.9572	2.0124	４５
0.8955	0.9225	７４	2.0125	2.0700	４４
0.9226	0.9500	７３	2.0701	2.1299	４３
0.9501	0.9778	７２	2.1300	2.1923	４２
0.9779	1.0060	７１	2.1924	2.2576	４１

無効電力量／有効電力量の値		平均力率(パーセント)	無効電力量／有効電力量の値		平均力率(パーセント)
から	まで		から	まで	
2.2577	2.3258	４０	5.0299	5.3121	１９
2.3259	2.3972	３９	5.3122	5.6261	１８
2.3973	2.4721	３８	5.6262	5.9775	１７
2.4722	2.5507	３７	5.9776	6.3736	１６
2.5508	2.6334	３６	6.3737	6.8237	１５
2.6335	2.7206	３５	6.8238	7.3396	１４
2.7207	2.8126	３４	7.3397	7.9373	１３
2.8127	2.9099	３３	7.9374	8.6380	１２
2.9100	3.0130	３２	8.6381	9.4712	１１
3.0131	3.1225	３１	9.4713	10.4787	１０
3.1226	3.2390	３０	10.4788	11.7221	９
3.2391	3.3633	２９	11.7222	13.2958	８
3.3634	3.4962	２８	13.2959	15.3521	７
3.4963	3.6389	２７	15.3522	18.1543	６
3.6390	3.7919	２６	18.1544	22.1997	５
3.7920	3.9572	２５	22.1998	28.5539	４
3.9573	4.1362	２４	28.5540	39.9875	３
4.1363	4.3305	２３	39.9876	66.6667	２
4.3306	4.5424	２２	66.6668	199.9975	１
4.5425	4.7744	２１	199.9976	∞	
4.7745	5.0298	２０			

なお，平均力率は，次の算式によって算定された値によるものといたします。

$$\text{平均力率（パーセント）} = \frac{\text{有効電力量}}{\sqrt{(\text{有効電力量})^2 + (\text{無効電力量})^2}} \times 100$$

⑵ 有効電力量および無効電力量の計量については，30（計量）に準ずるものといたします。ただし，有効電力量または無効電力量は，30（計量）にかかわらず，当分の間，やむをえない場合には，受電電圧および供給電圧と異なった電圧で計量いたします。この場合，有効電力量または無効電力量は，計量された有効電力量または無効電力量を，受電電圧および供給電圧と同位にするために原則として３パーセントの損失補正率によって修正したものといたします。

7　契約負荷設備の総容量の算定

⑴　差込口の数と電気機器の数が異なる場合は，次によって算定された値にもとづき，契約負荷設備の総容量を算定いたします。

イ　電気機器の数が差込口の数を上回る場合

差込口の数に応じた電気機器の総容量（入力）といたします。この場合，最大の入力の電気機器から順次対象といたします。

ロ　電気機器の数が差込口の数を下回る場合

電気機器の総容量（入力）に，電気機器の数を上回る差込口の数に応じて次の⑵によって算定した値を加えたものといたします。

⑵　差込口に接続される電気機器の容量が確定していない場合は，次によって算定された値を，契約負荷設備の総容量といたします。

イ　住宅，アパート，寮，病院，学校および寺院

1差込口につき　　50ボルトアンペア

ロ　イ以外の場合

1差込口につき　100ボルトアンペア

8　発電量調整受電計画電力量，接続対象計画電力量および需要抑制量調整受電計画電力量に関する取扱い

⑴　発電量調整受電計画電力量の取扱い

発電量調整受電計画電力量は，原則として，別表11（発電計画・調達計画・販売計画）に定める当日計画の通知の期限における発電計画といたします。

ただし，発電契約者が通知した販売計画または調達計画が不適当と認められる場合には，当該計画は次に定める値とみなします。

イ　発電契約者が通知した販売計画または調達計画のうち，卸電力取引所への販売分または卸電力取引所からの調達分が卸電力取引所における約定結果と一致しない場合

卸電力取引所における約定結果の値（卸電力取引市場における市場約定後において，電力広域的運営推進機関より約定結果の値の変更に係る通知を受けた場合は，通知を受けた変更後の値といたします。また，約定がない場合は零とみなします。）

ロ　発電契約者が通知した販売計画または調達計画のうち，イ以外の分が取引相手の対応する計画と一致しない場合

発電契約者の販売計画または調達計画と取引相手の対応する計画とのうちいずれか小さい値（取引相手の対応する計画がない場合は零とみなします。）

なお，当日計画の通知の期限において発電契約者が通知した発電計画と調達計画の合計値が販売計画と一致しない場合は，販売計画から調達計画を差し引いた値を当日計画の通知の期限における発電計画とみなします（以下「みなし発電計画」といいます。）。

この場合の発電バランシンググループごとの発電計画は，30分ごとに次の算式によりえられた値とみなします。

発電バランシンググループごとの発電計画

＝みなし発電計画の値

$$\times \frac{\text{当日計画の通知の期限における発電バﾗﾝｼﾝｸﾞｸﾞﾙｰﾌﾟごとの発電計画の値}}{\text{当日計画の通知の期限における発電計画の値}}$$

⑵　接続対象計画電力量の取扱い

接続対象計画電力量は，原則として，別表10（需要計画・調達計画・販売計画）に定める当日計画の通知の期限における需要想定値といたします。

ただし，契約者が通知した調達計画または販売計画が不適当と認められる場合には，当該計画は次に定める値とみなします。

イ　契約者が通知した調達計画または販売計画のうち，卸電力取引所への販売分または卸電力取引所からの調達分が卸電力取引所における約

定結果と一致しない場合

卸電力取引所における約定結果の値（卸電力取引市場における市場約定後において，電力広域的運営推進機関より約定結果の値の変更に係る通知を受けた場合は，通知を受けた変更後の値といたします。また，約定がない場合は零とみなします。）

ロ　契約者が通知した調達計画または販売計画のうち，イ以外の分が取引相手の対応する計画と一致しない場合

契約者の調達計画または販売計画と取引相手の対応する計画とのうちいずれか小さい値（取引相手の対応する計画がない場合は零とみなします。）

なお，当日計画の通知の期限において契約者が通知した需要想定値と需要想定値に対する取引計画が一致しない場合は，調達計画から販売計画を差し引いた値を当日計画の通知の期限における需要想定値とみなします。

⑶　需要抑制量調整受電計画電力量の取扱い

イ　需要抑制量調整受電計画電力量は，原則として，別表12（需要抑制計画・調達計画・販売計画・ベースライン）に定める当日計画の通知の期限における需要抑制計画といたします。

ただし，需要抑制契約者が通知した調達計画または販売計画が不適当と認められる場合には，当該計画は次に定める値とみなします。

⑴　需要抑制契約者が通知した調達計画または販売計画のうち，卸電力取引所への販売分または卸電力取引所からの調達分が卸電力取引所における約定結果と一致しない場合

卸電力取引所における約定結果の値（卸電力取引市場における市場約定後において，電力広域的運営推進機関より約定結果の値の変更に係る通知を受けた場合は，通知を受けた変更後の値といたします。また，約定がない場合は零とみなします。）

㈡　需要抑制契約者が通知した調達計画または販売計画のうち，㈠以外の分が取引相手の対応する計画と一致しない場合

需要抑制契約者の調達計画または販売計画と取引相手の対応する計画とのうちいずれか小さい値（取引相手の対応する計画がない場合は零とみなします。）

ロ　需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量または需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量の算定上，次の㈠または㈡に該当する場合は，次に定める値を需要抑制計画とみなします（以下「みなし需要抑制計画」といいます。）。この場合，みなし需要抑制計画が負となるときの31（電力および電力量の算定）⑭イ㈡および㈢の需要抑制量調整受電計画電力量は，当日計画の通知の期限における需要抑制計画といたします。

なお，需要抑制契約者が複数の需要抑制バランシンググループを設定される場合の需要抑制バランシンググループごとのみなし需要抑制計画は，30分ごとに次の算式によりえられた値といたします。

需要抑制バランシンググループごとのみなし需要抑制計画

＝みなし需要抑制計画の値

$$\times \frac{\text{当日計画の通知の期限における需要抑制バランシンググループごとの需要抑制計画の値}}{\text{当日計画の通知の期限における需要抑制計画の合計値}}$$

㈠　需要抑制契約者が通知した販売計画（イにより変更した場合は変更後の値といたします。）が調達計画（イにより変更した場合は変更後の値といたします。）を上回る場合

販売計画と調達計画の差を需要抑制計画の合計値に加えた値

㈡　需要抑制契約者が通知した販売計画（イにより変更した場合は変更後の値といたします。）が調達計画（イにより変更した場合は変更後の値といたします。）を下回る場合

販売計画と調達計画の差を需要抑制計画の合計値から差し引いた

値

９　電力量の協定

電力量を協議によって定める場合の基準は，原則として次によります。

⑴　定額制供給の場合の接続供給電力量

イ　接続供給電力量の算定式

その１月の接続供給電力量は，接続送電サービスまたは臨時接続送電サービスに応じて次により算定いたします。ただし，33（料金の算定）⑴イ，ロ，ニまたはホの場合は，接続送電サービスまたは臨時接続送電サービスに応じて次により算定した値を当月の料金の算定期間の日数で除し，協定の対象となる期間（以下「協定期間」といいます。）の日数を乗じた値といたします。

電灯定額接続送電サービス	電灯である契約負荷設備	10ワットまでの１灯につき	10ﾜｯﾄ×ロに定める月別使用時間
		10ワットをこえ20ワットまでの１灯につき	20ﾜｯﾄ×ロに定める月別使用時間
		20ワットをこえ40ワットまでの１灯につき	40ﾜｯﾄ×ロに定める月別使用時間
		40ワットをこえ60ワットまでの１灯につき	60ﾜｯﾄ×ロに定める月別使用時間
		60ワットをこえ100ワットまでの１灯につき	100ﾜｯﾄ×ロに定める月別使用時間
		100ワットをこえる１灯につき100ワットまでごとに	100ﾜｯﾄ×ロに定める月別使用時間
	小型機器である契約負荷設備１機器につき		20ｷﾛﾜｯﾄ時
電灯臨時定額接続送電サービス			契約灯個数×40ｷﾛﾜｯﾄ時
動力臨時定額接続送電サービス			契約電力×200時間

ロ　月別使用時間

月別使用時間は，計算月ごとに下表のとおりといたします。

計算月	1月	2月	3月	4月	5月	6月
月別使用時間	472	469	401	410	362	342
計算月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
月別使用時間	312	326	348	368	416	435

ただし，閏年となる場合における3月の月別使用時間は，上表にかかわらず，415時間といたします。

⑵　従量制供給の場合の接続供給電力量

イ　過去の接続供給電力量による場合

次のいずれかによって算定いたします。ただし，協定期間または過去の電力量が計量された料金の算定期間に契約電力，契約電流または契約容量の変更があった場合は，料金の計算上区分すべき期間の日数にそれぞれの契約電力，契約電流または契約容量を乗じた値の比率を勘案して算定いたします。

⑴　前月または前年同月の接続供給電力量による場合

$$\frac{\text{前月または前年同月の接続供給電力量}}{\text{前月または前年同月の料金の算定期間の日数}} \times \text{協定期間の日数}$$

⑵　前3月間の接続供給電力量による場合

$$\frac{\text{前3月間の接続供給電力量}}{\text{前3月間の料金の算定期間の日数}} \times \text{協定期間の日数}$$

ロ　使用された負荷設備の容量と使用時間による場合

使用された負荷設備の容量（入力）にそれぞれの使用時間を乗じてえた値を合計した値といたします。

ハ　取替後の計量器によって計量された期間の日数が10日以上である場合で，取替後の計量器によって計量された接続供給電力量によるとき。

$$\frac{\text{取替後の計量器によって計量された接続供給電力量}}{\text{取替後の計量器によって計量された期間の日数}} \times \text{協定期間の日数}$$

ニ　参考のために取り付けた計量器の計量による場合

参考のために取り付けた計量器によって計量された接続供給電力量といたします。

なお，この場合の計量器の取付けは，63（計量器等の取付け）に準ずるものといたします。

ホ　公差をこえる誤差により修正する場合

$$\frac{\text{計量電力量}}{\text{100パーセント＋（±誤差率）}}$$

なお，公差をこえる誤差の発生時期が確認できない場合は，次の月以降の接続供給電力量を対象として協定いたします。

(ｲ)　契約者の申出により測定したときは，申出の日の属する月

(ﾛ)　当社が発見して測定したときは，発見の日の属する月

(3)　(1)または(2)によって接続供給電力量を定める場合，協定期間の30分ごとの接続供給電力量は，協定期間の接続供給電力量を協定期間における30分ごとの接続供給電力量として均等に配分してえられる値といたします。

ただし，(2)によって接続供給電力量を定める場合で，協定期間の接続供給電力量を計量器の時間帯区分ごとに定めるときは，協定期間における各時間帯区分ごとの接続供給電力量をそれぞれの時間帯区分の30分ごとの接続供給電力量として均等に配分してえられる値といたします。

(4)　発電量調整受電電力量の協定については，(2)および(3)に準ずるものといたします。

10　需要計画・調達計画・販売計画

需要計画・調達計画・販売計画の通知の期限および通知の内容は次のとおりといたします。

<table>
<tr><td colspan="2">対象期間</td><td>年間計画
(第１年度,
第２年度)</td><td>月間計画
（翌月，
翌々月）</td><td>週間計画
（翌週，
翌々週）</td><td>翌々日
計画</td><td>翌日
計画</td><td>当日
計画</td></tr>
<tr><td colspan="2">通知の期限</td><td>毎年
10月31日</td><td>毎月１日</td><td>毎週
水曜日
午前10時</td><td>毎日
午前10時</td><td>毎日
午前12時</td><td>30分ごとの実需給の開始時刻の１時間前</td></tr>
<tr><td rowspan="3">通知の内容</td><td>需要想定値</td><td>各月の平日および休日の接続対象電力の最大値および最小値</td><td>各週の平日および休日の接続対象電力の最大値および最小値</td><td>電力広域的運営推進機関が指定する時刻の日ごとの接続対象電力</td><td colspan="3">30分ごとの接続対象電力量</td></tr>
<tr><td rowspan="2">需要想定値に対する調達計画・販売計画</td><td>各月の平日および休日の接続対象電力の最大値および最小値に対する発電契約者，契約者または需要抑制契約者毎の調達分および販売分の計画値</td><td>各週の平日および休日の接続対象電力の最大値および最小値に対する発電契約者，契約者または需要抑制契約者毎の調達分および販売分の計画値</td><td>電力広域的運営推進機関が指定する時刻の日ごとの接続対象電力に対する発電契約者，契約者または需要抑制契約者毎の調達分および販売分の計画値</td><td colspan="3">30分ごとの接続対象電力量に対する発電契約者，契約者または需要抑制契約者毎の調達分および販売分の計画値</td></tr>
<tr><td colspan="3">供給力未調達分の計画値
(自己等への電気の供給を行なう場合を除きます。)</td><td colspan="3">―</td></tr>
</table>

（注１）需要計画・調達計画・販売計画は，当社所定の様式により提出していただきます。

（注２）年度とは，４月１日から翌年の３月31日までの期間といたします。

（注３）当社が供給区域の詳細な需給状況を把握する必要がある場合は，より詳細な断面を提出していただく場合があります。

（注４）週間計画以前において，連系線の利用に係る調達計画および販売計画がある場合には，当該利用に係る調達分ごとの計画値および当該利用に係る販売分ごとの計画値を提出していただきます。

11　発電計画・調達計画・販売計画

発電計画・調達計画・販売計画の通知の期限および通知の内容は次のとおりといたします。

<table>
<tr><td colspan="2">対象期間</td><td>年間計画
(第１年度,
第２年度)</td><td>月間計画
（翌月，
翌々月）</td><td>週間計画
（翌週，
翌々週）</td><td>翌々日
計画</td><td>翌日
計画</td><td>当日
計画</td></tr>
<tr><td colspan="2">通知の期限</td><td>毎年
10月31日</td><td>毎月１日</td><td>毎週
水曜日
午前10時</td><td>毎日
午前10時</td><td>毎日
午前12時</td><td>原則として30分ごとの実需給の開始時刻の１時間前</td></tr>
<tr><td rowspan="4">通知の内容</td><td>発電計画</td><td>各月の平日および休日の発電量調整受電電力の最大値および最小値</td><td>各週の平日および休日の発電量調整受電電力の最大値および最小値</td><td>電力広域的運営推進機関が指定する時刻の日ごとの発電量調整受電電力</td><td colspan="3">30分ごとの発電量調整受電電力量</td></tr>
<tr><td>調達計画・販売計画</td><td>各月の平日および休日の発電量調整受電電力の最大値および最小値に対する契約者，発電契約者または需要抑制契約者毎の調達分および販売分の計画値</td><td>各週の平日および休日の発電量調整受電電力の最大値および最小値に対する契約者，発電契約者または需要抑制契約者毎の調達分および販売分の計画値</td><td>電力広域的運営推進機関が指定する時刻の日ごとの発電量調整受電電力に対する契約者，発電契約者または需要抑制契約者毎の調達分および販売分の計画値</td><td colspan="3">30分ごとの発電量調整受電電力量に対する契約者，発電契約者または需要抑制契約者毎の調達分および販売分の計画値</td></tr>
<tr><td rowspan="2">発電設備等の停止計画</td><td colspan="2">作業の開始日時，作業の終了日時，停止内容，その他必要な項目</td><td>―</td><td colspan="3">―</td></tr>
<tr><td>―</td><td>―</td><td colspan="3">計画外作業
計画作業の変更分</td></tr>
</table>

（注１）発電計画・調達計画・販売計画は，当社所定の様式により提出していただきます。

（注２）年度とは，４月１日から翌年の３月31日までの期間といたします。

（注３）当社が系統運用上必要な場合および料金の算定上必要な場合は，発電所別の発電計画もあわせて提出していただきます。

（注４）計画外作業および計画作業の変更分については，発生のつど，すみやかに提出していただきます。

（注５）当社が供給区域の詳細な需給状況を把握する必要がある場合は，より詳細な断面を提出していただく場合があります。

（注６）週間計画以前において，連系線の利用に係る調達計画および販売計画がある場合には，当該利用に係る調達分ごとの計画値および当該利用に係る販売分ごとの計画値を提出していただきます。

12　需要抑制計画・調達計画・販売計画・ベースライン

需要抑制計画・調達計画・販売計画・ベースラインの通知の期限および通知の内容は次のとおりといたします。

<table>
<tr><td colspan="2">対象期間</td><td>年間計画
(第１年度,
第２年度)</td><td>月間計画
（翌月，
翌々月）</td><td>週間計画
（翌週，
翌々週）</td><td>翌々日
計画</td><td>翌日
計画</td><td>当日
計画</td></tr>
<tr><td colspan="2">通知の期限</td><td>毎年
10月31日</td><td>毎月１日</td><td>毎週
水曜日
午前10時</td><td>毎日
午前10時</td><td>毎日
午前12時</td><td>30分ごとの実需給の開始時刻の１時間前</td></tr>
<tr><td rowspan="3">通知の内容</td><td>需要抑制計画</td><td>各月の平日および休日の需要抑制量調整受電電力の最大値および最小値</td><td>各週の平日および休日の需要抑制量調整受電電力の最大値および最小値</td><td>電力広域的運営推進機関が指定する時刻の日ごとの需要抑制量調整受電電力</td><td colspan="3">30分ごとの需要抑制量調整受電電力量</td></tr>
<tr><td>調達計画・販売計画</td><td>各月の平日および休日の需要抑制量調整受電電力の最大値および最小値に対する契約者，発電契約者または需要抑制契約者毎の調達分および販売分の計画値</td><td>各週の平日および休日の需要抑制量調整受電電力の最大値および最小値に対する契約者，発電契約者または需要抑制契約者毎の調達分および販売分の計画値</td><td>電力広域的運営推進機関が指定する時刻の日ごとの需要抑制量調整受電電力に対する契約者，発電契約者または需要抑制契約者毎の調達分および販売分の計画値</td><td colspan="3">30分ごとの需要抑制量調整受電電力量に対する契約者，発電契約者または需要抑制契約者毎の調達分および販売分の計画値</td></tr>
<tr><td>ベースライン</td><td>―</td><td>―</td><td>―</td><td>―</td><td>―</td><td>30分ごとの値</td></tr>
</table>

（注１）需要抑制計画・調達計画・販売計画・ベースラインは，当社所定の様式により提出していただきます。

（注２）年度とは，４月１日から翌年の３月31日までの期間といたします。

（注３）当社が供給区域の詳細な需給状況を把握する必要がある場合は，より詳細な断面を提出していただく場合があります。

（注４）週間計画以前において，連系線の利用に係る調達計画および販売計画がある場合には，当該利用に係る調達分ごとの計画値および当該利用に係る販売分ごとの計画値を提出していただきます。

13　進相用コンデンサ取付容量基準

進相用コンデンサの容量は，次のとおりといたします。

⑴　照明用電気機器

イ　け　い　光　灯

進相用コンデンサをけい光灯に内蔵する場合の進相用コンデンサ取付容量は，次によります。

使用電圧 (ﾎﾞﾙﾄ)	管灯の定格消費電力 (ﾜｯﾄ)	コンデンサ取付容量 (ﾏｲｸﾛﾌｧﾗｯﾄﾞ)
１００	１０ １５ ２０ ３０ ４０	３．５ ４．５ ５．５ ９ １４
２００	４０ ６０ ８０ １００	３．５ ４．５ ５．５ ７

ロ　ネ オ ン 管 灯

２　次　電　圧（ﾎﾞﾙﾄ）	コンデンサ取付容量（ﾏｲｸﾛﾌｧﾗｯﾄﾞ）
３，０００	２０
６，０００	３０
９，０００	５０
１２，０００	５０
１５，０００	７５

ハ　水　　銀　　灯

出　　力 （ﾜｯﾄ）	コンデンサ取付容量（ﾏｲｸﾛﾌｧﾗｯﾄﾞ）	
	１００ﾎﾞﾙﾄ	２００ﾎﾞﾙﾄ
４０以下	２０	４．５
６０以下	３０	７
８０以下	４０	９
１００以下	５０	９
１２５以下	５０	９
２００以下	７５	１１
２５０以下	７５	１５
３００以下	１００	２０
４００以下	１５０	３０
７００以下	２５０	５０
１，０００以下	３５０	７５

⑵　誘 導 電 動 機

イ　個々にコンデンサを取り付ける場合

⑴　単相誘導電動機

電動機定格出力（ｷﾛﾜｯﾄ）		0.1	0.2	0.25	0.4	0.55	0.75
ｺﾝﾃﾞﾝｻ取付容量 （ﾏｲｸﾛﾌｧﾗｯﾄﾞ）	使用電圧 100ﾎﾞﾙﾄ	50	50	75	75	75	100
	使用電圧 200ﾎﾞﾙﾄ	20	20	20	30	30	40

⑵　３相誘導電動機（使用電圧200ボルトの場合といたします。）

ａ　トップランナーモータの基準を満たす電動機

電動機定格出力	馬力	1/4	1/2	1	2	3	5	7.5	10	15	20	25	30	40	50
	ｷﾛﾜｯﾄ	0.2	0.4	0.75	1.5	2.2	3.7	5.5	7.5	11	15	18.5	22	30	37
コンデンサ取付容量（ﾏｲｸﾛﾌｧﾗｯﾄﾞ）	２極	－	－	20	30	40	50	75	100	150	150	200	250	300	400
	４極	－	－	30	40	50	75	100	150	200	250	300	400	500	700
	６極	－	－	30	50	75	100	150	200	300	300	400	400	500	750

b　その他の電動機

電動機定格出力	馬力	1/4	1/2	1	2	3	5	7.5	10	15	20	25	30	40	50
	ｷﾛﾜｯﾄ	0.2	0.4	0.75	1.5	2.2	3.7	5.5	7.5	11	15	18.5	22	30	37
コンデンサ取付容量(ﾏｲｸﾛﾌｧﾗｯﾄﾞ)		10	15	20	30	40	50	75	100	150	200	250	300	400	500

ロ　一括してコンデンサを取り付ける場合

やむをえない事情によって２以上の電動機に対して一括してコンデンサを取り付ける場合のコンデンサの容量は，各電動機の定格出力に対応するイに定めるコンデンサの容量の合計といたします。

⑶　電気溶接機（使用電圧200ボルトの場合といたします。）

イ　交流アーク溶接機

溶接機最大入力(ｷﾛﾎﾞﾙﾄｱﾝﾍﾟｱ)	3以上	5以上	7.5以上	10以上	15以上	20以上	25以上	30以上	35以上	40以上	45以上50未満
コンデンサ取付容量(ﾏｲｸﾛﾌｧﾗｯﾄﾞ)	100	150	200	250	300	400	500	600	700	800	900

ロ　交流抵抗溶接機

イの容量の50パーセントといたします。

⑷　そ　の　他

⑴，⑵および⑶によることが不適当と認められる電気機器については，機器の特性に応じて契約者と当社との協議によって定めます。

託送供給等約款別冊
標準設計基準

2025年４月１日 実施

九州電力送配電株式会社

託送供給等約款別冊　標準設計基準

目　　　次

1　目　　　　　的　・・・　1
2　単　　位　　等　・・・　1
3　低圧または高圧電線路　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　2
4　特別高圧電線路　・・・　9
5　高 圧 変 電 設 備　・・・　16
6　特別高圧変電設備　・・・　17
7　電力保安通信設備　・・・　19

1　目　　的

⑴　この標準設計基準（以下「この基準」といいます。）は，託送供給等約款Ⅷ（工事費の負担）に規定する工事費の算定に適用いたします。

この基準に定めのない事項については，法令で定める電気設備に関する技術基準，その他の法令，当社の設計基準等にもとづき技術上適当と認められる設計によります。この場合，その設計を標準設計といたします。

⑵　地形上その他周囲の状況から，この基準によりがたい場合で特別な施設を要する場合は，⑴にかかわらず技術上適当と認められる特殊な設計によることができるものとし，その設計を標準設計といたします。

⑶　材料および機器の規格は，日本産業規格，電力用規格等の規格に準じます。

2　単　　位　　等

単位等は次の記号で表示いたします。

単　　位　　等	記　　号
ボルト	Ｖ
キロボルト	ｋＶ
アンペア	Ａ
キロメートル	ｋｍ
メートル	ｍ
ミリメートル	㎜
平方ミリメートル	mm^2
ミリグラム	㎎
パーセント	％

3　低圧または高圧電線路

⑴　一　般　基　準

イ　電圧降下の許容限度

低圧または高圧電線路における電圧降下の許容限度の標準は，次のとおりといたします。この場合，電線路は，受電地点または供給地点から受電地点または供給地点に最も近い発変電所の引出口または供給用変圧器の引出側端子までといたします。

公　称　電　圧（V）	低　圧		高　圧
	１００	２００	６，６００
電圧降下許容限度（V）	6	２０	６００

ロ　経　過　地　等

低圧または高圧電線路の起点，分岐点の位置および経過地は，将来の見通し，用地および環境面，工事および保守面ならびに経済性等を考慮して選定いたします。

ハ　電線路の種類

低圧または高圧電線路の種類は，架空電線路といたします。ただし，架空電線路を施設することが法令上認められない場合または技術上，経済上もしくは地域的な事情により不適当と認められる場合には，地中電線路またはその他の方法によります。

⑵　架　空　電　線　路

イ　電線路の施設

⑴　低圧または高圧架空電線路は，単独の電線路の新設，他の架空電線路との併架，電線張替え等のうち，技術上困難な場合を除き，最も経済的な方法により施設いたします。

⑵　高圧架空電線路を単独に施設する場合は，原則として１回線といたします。

ロ　支持物の種類

㈠　低圧または高圧架空電線路の支持物は，原則としてコンクリート柱または複合柱といたします。

なお，当社は，法令にしたがって，また，その地域に施設されている供給設備の状況を考慮して，技術上，経済上適当なものを選定いたします。

㈡　低圧または高圧架空電線路の支持物にコンクリート柱または複合柱を使用することが技術上，経済上適当でない場合は，他の支持物を使用いたします。

ハ　標　準　径　間

低圧または高圧架空電線路の標準径間は，次によります。ただし，地理的条件，土地の状況等により標準径間で電線路を構築できない場合は，これ以外の径間で施設する場合があります。

施設地域	標準径間（m）
市　街　地	４０
そ　の　他	５０

ニ　支持物の長さ

低圧または高圧架空電線路の支持物の長さは，次によります。ただし，土地の状況上やむをえない場合，道路を横断する電線路を支持する場合，樹木，建造物，他の電線路等の工作物との離隔距離をとる場合，当該支持物に変圧器を取り付ける場合等は，この長さ以外のものを用いることがあります。

施 設 地 域	低圧（m）	高圧（m）	低高圧併架(m)
市　　街　　地	9	１０	１２
そ　　の　　他	9	9	１０

ホ　装　　柱

⑴　低圧架空電線路の装柱は垂直配列といたします。ただし，技術上，保守上適当でない場合および低圧単独線路については水平配列とすることがあります。

⑵　高圧架空電線路の装柱は水平配列といたします。ただし，技術上，保守上適当でない場合は垂直配列とすることがあります。

⑶　水平配列をする場合のアームは軽量腕金，垂直配列をする場合のアームは，低圧架空電線路はラック金物等，高圧架空電線路は高圧直付金物等を使用いたします。

ヘ　支線および支柱

低圧または高圧架空電線路の支持物強度の一部を分担するため，支線および支柱を施設いたします。ただし，支線には，土地の状況により，支線柱を使用することがあります。

ト　が　　い　　し

低圧または高圧架空電線路で使用するがいしは，次によります。

		通　　り　　用	引　　留　　用
低圧	低　圧　線	低圧ピンがいし 低圧引留がいし	低圧引留がいし
	引　込　線	低圧ピンがいし，低圧引留がいし，ＤＶがいし等	
高　圧　線		高圧中実がいし 限流ｱｰｸﾎｰﾝ付通りがいし	高圧耐張がいし 限流ｱｰｸﾎｰﾝ付引留がいし

チ　電線の種類および太さ

⑴　低圧または高圧架空電線および高圧架空引込線には，アルミ線を

使用し，また，低圧引込線には硬銅線を使用いたします。ただし，技術上，経済上不適当な場合は，他の適当な材質のものを使用いたします。

(ﾛ) 低圧または高圧架空電線および架空引込線には，絶縁電線を使用いたします。ただし，低圧架空電線の中性線等の感電のおそれがない箇所および，高圧架空電線の海峡横断箇所等の人が容易に立ち入らない長径間箇所においては，裸電線を使用することがあります。

(ﾊ) 電線の太さは，許容電流，短絡電流，電圧降下および機械的強度を考慮して，かつ，法令上の制限にしたがって，適用する電線の種類および最低電線サイズは第１表によるものとし，適用する電線サイズは第２表から選定いたします。

（第１表）

	絶縁電線		裸アルミ線
	アルミ線	硬銅線	
低　圧　電　線	25mm^{2}以上	——	——
高　圧　電　線	25mm^{2}以上	——	120mm^{2}以上
低圧架空引込線	——	2.6mm以上	——
高圧架空引込線	25mm^{2}以上	——	——

（第２表）

電線種類および太さ		連続許容電流（A）					裸電線
		ＯＣ電線	ＯＥ電線	ＯＷ電線	ＤＶ電線		
					導体２	導体３	
硬銅線	2.6mm	－	－	－	３８	３４	－
	3.2〃	－	－	－	５０	４４	－
	14mm^2	－	－	－	７０	６２	－
	22〃	－	－	－	９２	８０	－
	38〃	－	－	１５３	１３０	１１３	－
	60〃	－	－	２０６	１７４	１５２	－
	100〃	－	－	２８３	２３８	２０９	－
アルミ線	25〃	－	１０７	９０	－	－	１３５
	58〃	－	１７７	１４５	－	－	２２５
	120〃	－	２７１	２２０	－	－	４００
	200〃	４７３	－	－	－	－	５４０
	400〃	７２３	－	－	－	－	８５０

リ　柱上変圧器の種類と容量

⑴　柱上変圧器の種類

柱上変圧器の種類は，単相変圧器または一体形変圧器とし，既設供給設備の状況等を考慮して，技術上，経済上最も適当なものを選定いたします。

⑵　柱上変圧器の容量

柱上変圧器の容量は，次の中から，技術上，経済上必要最小のものを選定いたします。

区　　分	変 圧 器 容 量 （ｋＶＡ）
単　　相	10，20，30，50，100
一　体　形	20＋10，30＋20，50＋30，100＋50

ヌ　電力用変圧器の結線

３相電力負荷に対しては，単相変圧器２台または一体形変圧器（単相変圧器２台を内蔵）１台を用いてＶ結線により使用いたします。ただし，技術上，経済上適当と認められる場合は，単相変圧器３台を用いてΔ結線により使用いたします。

ル　変圧器の１次側開閉器

変圧器の１次側には保護用として，カットアウトを取り付けます。

ヲ　線路用区分開閉器の取付け

高圧架空電線路の保守上必要な箇所には，開閉器を施設いたします。

ワ　耐　雷　施　設

架空電線路には，避雷器，架空地線等の耐雷上必要な施設を設置いたします。

カ　特殊地域の施設

塩害，じん害，ガス害等の発生のおそれがある地域，または地盤軟弱，強風地域に施設する架空電線路には，塩害，じん害，ガス害，地盤軟弱，強風等に耐える構造のものを使用いたします。

ヨ　低圧または高圧架空引込線のこう長

低圧または高圧架空引込線のこう長は，50ｍ以下といたします。ただし，低圧架空引込線のこう長は途中に支持物がある場合は，60ｍ以下といたします。

タ　引込直付金物および引込用アームの取付け

引込直付金物および引込用アームの取付けは，次によります。

⑴　引込線がある箇所は，引込直付金物を使用いたします。

なお，低圧ラック金物および変圧器が施設されている場合は，それぞれの下部に取り付けます。

(ﾛ) 次の場合は，引込直付金物にかえて引込用アームを使用いたします。

a　昇降柱経路が確保できない場合

b　ＯＷ引込線がある場合

c　引込柱の同一箇所からの引込線数が３を超過する場合

d　引込幹線と分岐用電線の圧縮接続箇所が多く，引込幹線の縁廻りが過大となって輻輳する場合

(3) 地 中 電 線 路

イ　電線路の施設

低圧または高圧地中電線路の施設方法は，管路式といたします。ただし，次の場合は直接埋設式または暗きょ式によることといたします。

(ｲ) 直 接 埋 設 式

重量車両が通ることがなく，かつ，再掘さくが他に支障のない構内等に施設する場合

(ﾛ) 暗　き　ょ　式

当該線路を含めて多数のケーブルを同一の場所に施設する場合

ロ　ケーブルの選定

低圧または高圧地中電線路に使用するケーブルの種類および太さは，許容電流，短絡電流，電圧降下，施設方法等を考慮して，原則として次の中から必要最小のものを選定いたします。

なお，ケーブルの許容電流は，日本電線工業会規格に準じた算定方法により，施設条件等を考慮して算定いたします。

種　　類		太さ（㎟）
架橋ポリエチレンケーブル	銅導体	14，22，38，60，100，325，725

ハ　工　事　方　法

技術上，経済上最も適当な方法により行ないます。

ニ　開閉器塔，変圧器塔の施設

⑷　地中電線路の保守上必要な箇所には，開閉器塔を施設いたします。

⑸　変圧器を地上に施設する必要がある場合には，変圧器塔を施設いたします。

4　特別高圧電線路

⑴　一　般　基　準

イ　電圧降下の許容限度

特別高圧電線路における電圧降下の許容限度の標準は，次のとおりといたします。この場合，電線路は，受電地点または供給地点から受電地点または供給地点に最も近い発変電所の引出口までといたします。

公　称　電　圧（Ｖ）	22,000	66,000	110,000
電圧降下の許容限度（Ｖ）	2,000	6,000	10,000

ロ　経　過　地　等

特別高圧電線路の起点，分岐点の位置および経過地は，将来の見通し，用地および環境面，工事および保守面ならびに経済性等を考慮して選定いたします。

ハ　電線路の種類

特別高圧電線路の種類は，架空電線路といたします。ただし，架空電線路を施設することが法令上認められない場合または技術上，経済上もしくは地域的な事情により不適当と認められる場合には，地中電線路またはその他の方法によります。

⑵　架　空　電　線　路

イ　電線路の施設

⑴　特別高圧架空電線路は，単独の電線路の新設，他の架空電線路との併架，電線張替え等のうち，技術上困難な場合を除き，最も経済的な方法により施設いたします。

⑵　他の特別高圧架空電線路と併架する場合の電線架設順位は，電圧の高いものを上部，電圧の低いものを下部といたします。

⑶　特別高圧架空電線路を単独に施設する場合は，原則として１回線といたします。

ロ　支持物の種類

⑴　特別高圧架空電線路の支持物は，原則として鉄塔といたします。ただし，短期間で撤去される場合または関連系統との協調上，鉄塔とすることが妥当でない場合は，鉄塔以外の支持物を使用することがあります。

⑵　22ｋＶの特別高圧架空電線路を高圧架空電線路方式で施設する場合（以下「高圧架空電線路方式の22ｋＶの架空電線路」といいます。）には，原則としてコンクリート柱を使用いたします。

ハ　支持物の設計

特別高圧架空電線路の支持物の設計は，法令で定める電気設備に関する技術基準によるほか，原則として電気学会電気規格調査会標準規格によります。

ニ　標　準　径　間

⑴　特別高圧架空電線路の標準径間は，次によります。

支持物種類	標準径間（ｍ）
鉄　　塔	２００～３００
そ　の　他	１００～１５０

㈡　高圧架空電線路方式の22kＶの架空電線路の標準径間は，次によります。

施設地域	標準径間（m）
市　街　地	４０
そ　の　他	５０

ホ　装　　柱

㈠　装柱は経過地，保守の条件等を勘案し，経済的な設計を行ないます。

㈡　下記ト㈠の塩じん害汚損地域区分Ｃ，ＤまたはＥに該当する場合において，がいしを増結するときは，特殊装柱といたします。

㈢　絶縁間隔は，次によります。ただし，がいし装置にアークホーンを取り付ける場合は，アークホーンの性能の面から次の数値を修正して用いることがあります。

電　　圧（ｋＶ）	２２	６６	１１０
所要がいし個数（コ）	２(注)	６	９または10
標　準　間　隔（㎜）	３５０	７４０	１，１００
最　小　間　隔（㎜）	３００	４００	７００
ジャンパー線と腕金との間隔（㎜）	４００	８９０	１，３２０

（注）　高圧架空電線路方式の22kＶの架空電線路の所要がいし個数は１コといたします。

ヘ　鉄塔および鉄柱の基礎

コンクリート基礎といたします。

ト　が　　い　　し

㈠　特別高圧架空電線路のがいしは，原則として250㎜標準懸垂がいしとし，所要がいし連結個数はホ㈢によります。ただし，塩じん

害等により汚損する箇所には，塩害対策専門委員会送変電分科会の推奨値および九州における汚損実績を勘案し，次のとおり標準がいし増結，スモッグがいし等を採用いたします。

塩じん害に対する最低必要がいし連結数

汚損地域区分		A	B	C	D	E （海岸のごく近傍）
想定附着等価塩分量 mg/下面（中心部を除く）		50	100	200	400	海水のしぶきを対象とし３％塩水，0.3mm/分水平分を想定
海岸よりの概略距離範囲	台風に対し	50 km程度以上	10～50 km程度	３～10 km程度	０～３ km程度	海岸の地形構造により０～0.3kmまたは０～0.5km
	季節風に対し	10 km程度以上	３～10 km程度	１～３ km程度	０～１ km程度	海岸の地形構造により０～0.3km
工場地域に対して発煙源よりの距離			工場地域周辺等比較的軽度の煙じん害地域	工場地域の中心		
標準懸垂がいし個数	110kV	9	9	9	※ 9	※ 10
	66kV	6	6	6	6	※ 6
	22kV以下	2	2	2	2	3

（注）１　※印はスモッグがいし

２　区分は場所により大幅に異なるので概略の目安を示します。

(ﾛ)　高圧架空電線路方式の22kＶの架空電線路に使用するがいしは，ラインポストがいしまたは長幹がいしといたします。

チ　電線の種類および太さ

(ｲ)　電線の種類および太さは，許容電流，短絡電流，電圧降下，径間長，着雪，経過地等を考慮して，原則として次の中から選定いたします。ただし，技術上，経済上やむをえない場合は，他の種類および太さの電線を使用することがあります。

電線種類	公称断面積（mm^2）
アルミ覆鋼心アルミより線（ACSR/AC）	160，240，410，610
アルミ覆鋼心耐熱アルミ合金より線（TACSR/AC）	160，240，410，610

⑷　電線の許容電流

電線の許容電流は，次によります。

電 線 種 類	公称断面積（㎟）	許 容 電 流 （Ａ）
アルミ覆鋼心アルミより線（ACSR/AC）	１６０	４６７
	２４０	６０８
	４１０	８４６
	６１０	１，０５９
アルミ覆鋼心耐熱アルミ合金より線（TACSR/AC）	１６０	７２５
	２４０	９５４
	４１０	１，３４９
	６１０	１，７０６

⑸　高圧架空電線路方式の22kＶの架空電線路の電線は，アルミ絶縁電線といたします。また，電線の太さは次によります。

電 線 種 類	公称断面積（㎟）	許 容 電 流 （Ａ）
アルミ絶縁電線	２００	４７３

リ　架空地線の施設

⑴　鉄塔および鉄柱には，原則として70㎟以上のアルミ覆鋼より線１条の架空地線を施設いたします。ただし，電磁誘導障害または著しい腐食のおそれのある箇所等には，他の電線を使用することがあります。

また，支持物の接地抵抗が高い箇所には，逆閃絡を防止するために，接地棒および埋設地線を施設いたします。

⑵　高圧架空電線路方式の22kＶの架空電線路には，原則として25

㎜^{2}以上の鋼心アルミより線１条の架空地線を施設いたします。

ヌ　架空電線の地表上の高さ

⑷　特別高圧架空電線の最低地上高は，次によります。ただし，電線路付近に建造物がある場合またはその建設が予定される地域，道路や河川の横断箇所，植林地通過箇所ならびにその他保安および保守上問題がある場合は，標準値に必要な高さを加算した値といたします。

電線地表上の高さ

公称電圧（kV）	地表上の高さ（m）
２２	6
６６	7
１１０	7

⑸　高圧架空電線路方式の22kVの架空電線路の電線の最低地上高は，次によります。

電線地表上の高さ

施設地域	地表上の高さ（m）
市街地	8
その他	6

ル　ブロッキングコイルの施設

電力線搬送を行なっている線路から分岐する場合，搬送への障害が考えられるときは，その分岐点に必要な定格のブロッキングコイルを施設いたします。

ヲ　アークホーンおよびアーマロッドの施設

経過地の状況により，アークホーンおよびアーマロッドを施設いたします。

⑶ 地 中 電 線 路

イ　電線路の施設

特別高圧地中電線路の施設方法は，管路式または暗きょ式といたします。ただし，変電所，工場構内等において施設が容易で，かつ，維持上問題がない場所に施設する場合は，直接埋設式とすることがあります。

ロ　ケーブルの選定

特別高圧地中電線路に使用するケーブルの種類および太さは，許容電流，短絡電流，電圧降下，施設方法等を考慮して，原則として次の中から選定いたします。ただし，技術上，経済上やむをえない場合は，他の種類および太さのケーブルを使用することがあります。

なお，ケーブルの許容電流は，日本電線工業会規格に準じた算定方法により，施設条件等を考慮して算定いたします。

ケーブルの種類および太さ

電　圧		心　数	導　体　の　太　さ　（㎟）
22kV	CV	単　　心	400，600，800，1,000，1,200
		単心3個より	100，250，325
66kV	CV	単　　心	600，800，1,000，1,200，1,400，1,600，2,000
		単心3個より	80，100，150，200，250，325，400，500
	OF	単　　心	400，600，800，1,000，1,200
		3　　心	80，100，150，200，250，325，400
110kV	CV	単　　心	600，800，1,000，1,200，1,400，1,600，2,000
		単心3個より	150，200，250，325，400
	OF	単　　心	400，600，800，1,000，1,200
		3　　心	150，200，250，325

ハ　避雷器の施設

ケーブルと架空電線との接続箇所には，ケーブル条長が短い場合に，保護装置として避雷器を施設することがあります。

5　高圧変電設備

⑴　一　般　基　準

高圧電線路の引出設備は，その変電所の他の設備に準じて施設いたします。

⑵　結　線　方　法

当社変電所引出設備の結線および主要機器取付数の標準は，次のとおりといたします。

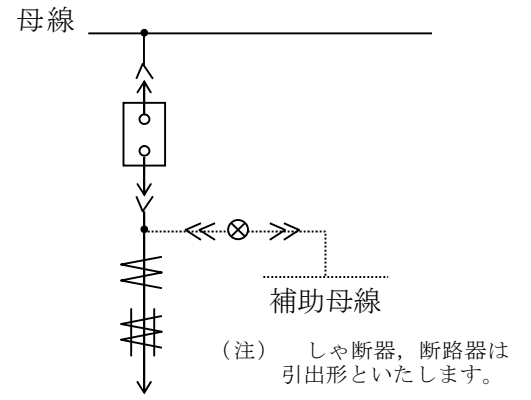

機器名	取　付　数	
	単母線	補助母線付
しゃ断器	1　台	1　台
断　路　器	――	1　組
変　流　器	2　台	2　台
零相変流器	1　台	1　台
配　電　盤	1　面	1　面

（注）　点線部分は，補助母線付の場合

凡例	しゃ断器	断　路　器	変流器	零相変流器
	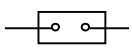	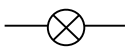		

⑶　し　ゃ　断　器

イ　しゃ断器は，当社で一般的に使用しているものの中で，最大負荷電流および現に構成され，または将来構成されることが予定されている

系統について計算した短絡容量から判断して，必要最小のものを使用いたします。

ロ　将来の系統構成は，10年程度先を目標といたします。

⑷　断　　路　　器

断路器は，当社で一般的に使用しているものの中で，最大負荷電流から判断して，必要最小のものを使用いたします。

⑸　変　　流　　器

変流器は，当社で一般的に使用しているものの中で，最大負荷電流から判断して，必要最小のものを使用いたします。

⑹　配　　電　　盤

配電盤には，原則として電流計，しゃ断器操作用スイッチ，電線路に短絡または地絡を生じた場合に自動的に電路をしゃ断するための保護装置等，運転に必要な装置を取り付けます。また，必要に応じ電力計，無効電力計，電圧計等を取り付けます。

６　特別高圧変電設備

⑴　一　般　基　準

特別高圧電線路の引出設備は，その変電所の他の設備に準じて施設いたします。

⑵　結　線　方　法

当社変電所引出設備の結線および主要機器取付数の標準は，次のとおりといたします。

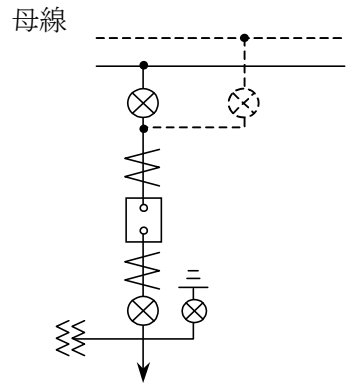

機器名	取付数	
	単母線	2重母線
しゃ断器	1 台	1 台
断路器	2 組	3 組
変流器	6 台	6 台
計器用変圧器	1 台	1 台
配電盤	1 面	1 面

（注）1　点線部分は，2重母線の場合

2　接地装置については線路側に1台設置いたします。ただし，ガス絶縁開閉装置を使用する場合は，しゃ断器の両端にも設置することがあります。

3　変流器については用途および制御回路の構成によって，設置位置の変更もしくは台数の増減または零相変流器の設置をすることがあります。

4　しゃ断器において引出方式を使用する場合には，しゃ断器の両端の断路器を省略いたします。

5　耐雷設計上，線路側に避雷器を設置する場合があります。

凡例	しゃ断器	断路器	接地装置付断路器	変流器	計器用変圧器
	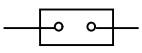	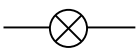	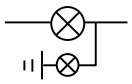		

⑶　し　や　断　器

イ　しゃ断器は，当社で一般的に使用しているものの中で，その回路電圧に応じて，最大負荷電流および現に構成され，または将来構成されることが予定されている系統について計算した短絡容量から判断して，必要最小のものを使用いたします。

ロ　将来の系統構成は，10年程度先を目標といたします。

⑷　断　　路　　器

断路器は，当社で一般的に使用しているものの中で，その回路電圧に

応じ，最大負荷電流から判断して，必要最小のものを使用いたします。

⑸ 変　　流　　器

変流器は，当社で一般的に使用しているものの中で，その回路電圧に応じ，最大負荷電流から判断して，必要最小のものを使用いたします。

⑹ 計 器 用 変 圧 器

計器用変圧器は，当社で一般的に使用しているものの中で，その回路電圧に応じ，最大使用負担から判断して，必要最小のものを使用いたします。

⑺ 配　　電　　盤

配電盤には，原則として電流計，しゃ断器操作用スイッチ，電線路に短絡または地絡を生じた場合に自動的に電路をしゃ断するための保護装置等，運転に必要な装置を取り付けます。また，必要に応じ電力計，無効電力計，電圧計等を取り付けます。

7　電力保安通信設備

⑴ 一　般　基　準

イ　電力保安通信用電話設備の施設

㈠ 電力保安通信用電話設備は，法令等の定めるところにより原則として施設いたします。

㈡ 回線数は，原則として１回線といたします。

ロ　通　信　方　式

電力保安通信用電話設備は，光ファイバ内蔵型架空地線（ＯＰＧＷ），架空電話線（通信ケーブル，光ファイバケーブル），地中電話線（通信ケーブル，光ファイバケーブル），通信線搬送，光搬送またはマイクロ波多重無線による電話設備のうち，技術上，経済上最も適当なものを使用いたします。

ハ　経　　過　　地

経過地は，地理的条件ならびに保安および保守上の問題を考慮して，最も経済的に施設できるように選定いたします。

ニ　電　　話　　機

電話機は，自動式電話または共電式電話を標準として使用いたします。

⑵　架空電話線路

イ　電話線路の施設

架空電話線路は，使用電圧が35,000Ｖ以下の架空電線路への添架または他の架空電話線路への併架により施設いたします。ただし，技術上，経済上適当でない場合は，独立電話線路を施設いたします。

ロ　電話線の種類

架空電話線のうち，通信ケーブルには，原則として電力用規格のポリエチレン絶縁通信ケーブルを使用し，光ファイバケーブルには，原則として電力用規格テープ型光通信ケーブルを使用いたします。

⑶　地中電話線路

イ　施　設　方　法

地中電話線は，原則として管路式または暗きょ式によります。

ロ　ケーブルの種類

地中電話線のうち，通信ケーブルには，原則として電力用規格のポリエチレン絶縁通信ケーブルを使用し，光ファイバケーブルには，原則として電力用規格テープ型光通信ケーブルを使用いたします。

⑷　通信線搬送

送受信装置の伝送方式は，周波数分割方式または時分割方式といたします。

⑸　光　　搬　　送

送受信装置の伝送方式は，時分割方式といたします。

⑹　マイクロ波多重無線

イ　空 中 線 施 設

(ｲ)　空中線は，十分な強度のある鉄塔または鉄柱等の支持物により支持いたします。

(ﾛ)　給電線は，導波管を使用いたします。

ロ　送 受 信 装 置

(ｲ)　使用する周波数帯は，6.5ギガヘルツ帯，7.5ギガヘルツ帯または12ギガヘルツ帯といたします。

(ﾛ)　変調方式は，原則として，４相位相変調方式とし，電力用規格の装置を使用いたします。

(7)　電話設備以外の保安通信設備

保安通信用電話設備以外の通信設備（給電情報伝送装置，保護用信号端局装置等）の施設については，本基準を準用いたします。

託送供給等約款別冊
系統連系技術要件

2025年４月１日 実施

九州電力送配電株式会社

託送供給等約款別冊　系統連系技術要件

目　　次

Ⅰ　総　　則 …… 1

1　目　　的 …… 1

2　適用の範囲 …… 1

3　協　　議 …… 1

Ⅱ　低圧系統連系 …… 3

Ⅱ－1　発電設備等の連系要件 …… 3

4　電　気　方　式 …… 3

5　運転可能周波数・並列時許容周波数 …… 3

6　力　　率 …… 4

7　高　調　波 …… 4

8　需給バランス制約による発電設備等の出力の抑制 …… 5

9　送電容量制約による発電設備等の出力の抑制 …… 6

10　不要解列の防止 …… 6

11　保護装置の設置場所 …… 11

12　保護リレーの設置相数 …… 11

13　保護装置の設置 …… 12

14　解　列　箇　所 …… 13

15　発電機運転制御装置の付加 …… 13

16　接　地　方　式 …… 14

17　直流流出防止変圧器の設置 …… 14

18　電　圧　変　動 …… 14

19　短　絡　容　量 …… 16

20　過電流引き外し素子を有するしゃ断器の設置 …… 16

21　発電設備等の種類 …… 17

22 発電機諸元 …… 17
23 フリッカ …… 18
24 サイバーセキュリティ対策 …… 19
Ⅱ－２ 需要設備の連系要件 …… 20
25 電気方式 …… 20
26 力率 …… 20
27 高調波 …… 20
28 フリッカ …… 20

Ⅲ 高圧系統連系 …… 21
Ⅲ－１ 発電設備等の連系要件 …… 21
29 電気方式 …… 21
30 運転可能周波数・並列時許容周波数 …… 21
31 力率 …… 22
32 高調波 …… 22
33 需給バランス制約による発電設備等の出力の抑制 …… 22
34 送電容量制約による発電設備等の出力の抑制 …… 23
35 不要解列の防止 …… 24
36 保護装置の設置場所 …… 28
37 保護リレーの設置相数 …… 28
38 保護装置の設置 …… 29
39 解列箇所 …… 30
40 発電機運転制御装置の付加 …… 31
41 自動負荷制限 …… 31
42 線路無電圧確認装置の設置 …… 32
43 接地方式 …… 33
44 直流流出防止変圧器の設置 …… 33
45 電圧変動 …… 33
46 短絡容量 …… 35

47　発電機定数・諸元 …… 36
48　昇圧用変圧器 …… 37
49　連絡体制 …… 37
50　バンク逆潮流の制限 …… 38
51　フリッカ …… 39
52　サイバーセキュリティ対策 …… 40
Ⅲ－２　需要設備の連系要件 …… 42
53　電気方式 …… 42
54　力率 …… 42
55　保護装置の設置 …… 42
56　高調波 …… 42
57　フリッカ …… 44
58　電圧変動 …… 44
59　サイバーセキュリティ対策 …… 44

Ⅳ　特別高圧系統連系 …… 45
Ⅳ－１　発電設備等の連系要件 …… 45
60　電気方式 …… 45
61　運転可能周波数・並列時許容周波数 …… 45
62　力率 …… 46
63　高調波 …… 46
64　需給バランス制約による発電設備等の出力の抑制 …… 46
65　送電容量制約による発電設備等の出力の抑制 …… 47
66　不要解列の防止 …… 48
67　保護装置の設置 …… 50
68　再閉路方式 …… 54
69　保護装置の設置場所 …… 54
70　解列箇所 …… 54
71　保護リレーの設置相数 …… 55

72　自動負荷制限・発電抑制 …… 55
73　線路無電圧確認装置の設置 …… 56
74　発電機運転制御装置の付加 …… 57
75　中性点接地装置の付加および電磁誘導障害防止対策の実施 …… 62
76　直流流出防止変圧器の設置 …… 62
77　電　圧　変　動 …… 62
78　出力変動対策 …… 64
79　短絡・地絡電流対策 …… 66
80　発電機定数・諸元 …… 66
81　昇圧用変圧器 …… 69
82　連　絡　体　制 …… 70
83　電気現象記録装置 …… 71
84　サイバーセキュリティ対策 …… 72
Ⅳ－２　需要設備の連系要件 …… 73
85　電　気　方　式 …… 73
86　力　　率 …… 73
87　保護装置の設置 …… 73
88　線路無電圧確認装置の設置 …… 73
89　連　絡　体　制 …… 74
90　高　　調　　波 …… 74
91　フ　リ　ッ　カ …… 76
92　電　圧　変　動 …… 76
93　サイバーセキュリティ対策 …… 77

Ⅰ　総　　則

１　目　　的

この系統連系技術要件は，託送供給等約款８（契約の要件）⑴ニ，⑵ハまたは⑶ハにもとづき，電気設備を当社電力系統（以下「系統」といいます。）に電気的に接続（以下「連系」といいます。）するにあたって，系統の安定運用維持および当社供給設備との技術的協調を図るうえで必要となる技術要件を示したものです。

２　適 用 の 範 囲

⑴　この系統連系技術要件は，発電者の発電設備および蓄電池（以下「発電設備等」といいます。）ならびに需要設備または需要者の需要設備を系統に連系する場合に適用いたします。

なお，既に系統に連系している発電設備等であっても，当該設備等のリプレース時，パワーコンディショナー等の装置切替時または系統運用に支障を来すおそれがある場合（リレー整定値等の設定変更が必要となる場合等をいいます。）には，この系統連系技術要件を適用いたします。

また，需要者が需要場所内において発電設備等を系統に連系する場合または契約者が事業場所内の発電設備等もしくは需要設備を系統に連系する場合についても，この系統連系技術要件を適用いたします。

⑵　この系統連系技術要件において，契約者とは，事業場所内の発電設備等または需要設備を系統に連系する者をいいます。

３　協　　議

この系統連系技術要件は，系統連系に関する技術要件であり，実際の連系にあたっては，この系統連系技術要件に定めのない事項も含め，個別に

協議させていただきます。

Ⅱ　低圧系統連系

Ⅱ－１　発電設備等の連系要件

４　電　気　方　式

発電設備等の電気方式は，次の場合を除き，連系する系統の電気方式（交流単相２線式・単相３線式・３相３線式）と同一としていただきます。

⑴　最大使用電力に比べ発電設備等の容量が非常に小さく，相間の不平衡による影響が実態上問題とならない場合

⑵　単相３線式の系統に単相２線式200ボルトの発電設備等を連系する場合に，受電地点のしゃ断器を開放したとき等に負荷の不平衡により生じる過電圧に対して逆変換装置を停止する対策または発電設備等を解列する対策を行なう場合

５　運転可能周波数・並列時許容周波数

⑴　運転可能周波数

発電設備等の連続運転可能周波数および運転可能周波数は，次のとおりとしていただきます。

イ　連続運転可能周波数

58.2ヘルツを超え61.2ヘルツ以下

ロ　運転可能周波数

57.0ヘルツ以上61.8ヘルツ以下

なお，周波数低下時の運転継続時間は，58.2ヘルツでは10分程度以上，57.6ヘルツでは１分程度以上としていただきます。

また，周波数低下リレーの整定値は，原則として，事故時運転継続要件（以下「ＦＲＴ要件」といいます。）の適用を受ける発電設備等

の検出レベルは57.0ヘルツ，それ以外は58.2ヘルツとし，検出時限は自動再閉路時間と協調が取れる範囲の最大値としていただきます。ただし，協調が取れる範囲の最大値は，２秒といたします。

ハ　逆変換装置を用いた発電設備等でＦＲＴ要件の適用を受けない設備は，ロの限りではありません。

⑵　並列時許容周波数

系統周波数を適正値に維持する必要があるため，並列時の周波数は並列時許容周波数以内としていただきます。

なお，並列時許容周波数は，標準周波数＋0.1ヘルツ以下（設定可能範囲は，標準周波数＋0.1ヘルツから＋1.0ヘルツまでといたします。）といたします。ただし，離島等，系統固有の事由等により個別に協議させていただく場合があります。

６　力　　率

発電者の受電地点における力率は，連系する系統の電圧を適切に維持するため，原則として系統側からみて遅れ力率85パーセント以上とするとともに，進み力率とならないようにしていただきます。

なお，電圧上昇を防止する上でやむを得ない場合には，受電地点の力率を系統側からみて遅れ力率80パーセントまで制御できるものといたします。

７　高　　調　　波

逆変換装置（二次励磁発電機の系統側変換装置を含みます。）を用いた発電設備等を設置する場合は，逆変換装置本体（フィルターを含みます。）の高調波流出電流を総合電流歪率５パーセント，各次電流歪率３パーセント以下としていただきます。

また，その他の高調波発生機器を用いた電気設備を設置する場合には，27（高調波）に準じた対策を実施していただきます。

8　需給バランス制約による発電設備等の出力の抑制

⑴　逆潮流のある発電設備等のうち，太陽光発電設備，風力発電設備および蓄電池の場合

当社の求めに応じて，当社からの遠隔制御により０パーセントから100パーセントの範囲（１パーセント刻みといたします。）で出力（自家消費分を除くこともできるものといたします。）の抑制ができる機能を有する逆変換装置またはその他必要な設備を設置する等の対策を実施していただきます。ただし，ウィンドファームとしての運用がない風力発電設備またはウィンドファームコントローラがない風力発電設備については，技術的制約を踏まえ個別に協議させていただきます。

⑵　逆潮流のある発電設備等のうち，火力発電設備およびバイオマス発電設備（ただし，再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則〔以下「再生可能エネルギー特別措置法施行規則」といいます。〕に定める地域資源バイオマス電源であって，燃料貯蔵または技術に由来する制約等により出力の抑制が困難なものを除きます。）の場合

発電出力を技術的に合理的な範囲で最大限抑制し，その最低出力を発電端の定格出力に対して，火力発電設備（混焼バイオマス発電設備を含みます。）については多くとも30パーセント以下，バイオマス発電設備（混焼バイオマス発電設備を除きます。）については多くとも50パーセント以下に抑制するために必要な機能を具備していただきます。ただし，停止による対応も可能といたします。

⑶　⑴および⑵の場合，自家消費を主な目的とした発電設備等については，個別の事情を踏まえ対策内容を協議させていただきます。また，実証設備の実証期間中の扱いについては，技術的制約を踏まえ個別に協議させていただき，実証期間終了後は，再協議させていただきます。

９　送電容量制約による発電設備等の出力の抑制

逆潮流のある発電設備等のうち10キロワット以上の設備には，当社の求めに応じて，当社からの遠隔制御により，送電容量制約による出力の抑制ができる機能を有する装置，その他必要な装置を設置する等の対策を実施していただきます。

10　不要解列の防止

⑴　保　護　協　調

発電設備等の故障または系統の事故時に，事故の除去，事故範囲の局限化等を行なうために次の考え方にもとづき，保護協調を図ることを目的に，適正な保護装置を設置していただきます。

なお，構内設備の故障に対しては，これにともなう影響を連系する系統へ波及させないため，構内設備を当該系統からしゃ断していただきます。

イ　発電設備等の異常および故障に対しては，確実に検出・除去し，連系する系統に事故を波及させないために，発電設備等を即時に解列すること。

ロ　連系する系統の事故に対しては，迅速かつ確実に，発電設備等が解列すること。

ハ　上位系統事故時等の連系する系統の電源が喪失した場合にも発電設備等が高速に解列し，一般需要家を含むいかなる部分系統においても単独運転が生じないこと。

ニ　事故時の再閉路時に，発電設備等が連系する系統から確実に解列されていること。

ホ　連系する系統以外の事故時には，発電設備等は解列しないこと。

⑵　事故時運転継続

系統事故による広範囲の瞬時電圧低下，周波数変動等により，発電設

備等の一斉解列，出力低下継続等が発生し，系統全体の電圧・周波数維持に大きな影響を与えることを防止するため，発電設備等の種別ごとに定められるＦＲＴ要件を満たしていただきます。

なお，満たすべきＦＲＴ要件は次のとおりといたします。

発電設備等		電圧低下			周波数変動（運転継続）
		残電圧20パーセント以上（運転継続）	残電圧20パーセント未満（運転継続またはｹﾞｰﾄﾌﾞﾛｯｸによる出力停止）	残電圧52パーセント以上・位相変化41度以下（運転継続）	60ﾍﾙﾂ系統
単相	太陽光	・電圧低下継続時間1.0秒以下 ・電圧復帰後0.1秒以内に電圧低下前の出力の80パーセント以上の出力まで復帰	・電圧低下継続時間1.0秒以下 ・電圧復帰後0.2秒以内に電圧低下前の出力の80パーセント以上の出力まで復帰	・電圧低下継続時間1.0秒以下 ・電圧復帰後0.1秒以内に電圧低下前の出力の80パーセント以上の出力まで復帰	・ｽﾃｯﾌﾟ状に＋1.0ﾍﾙﾂ，３ｻｲｸﾙ間継続 ・ﾗﾝﾌﾟ上の±２ﾍﾙﾂ/秒 （周波数上限） 61.8ﾍﾙﾂ （周波数下限） 57.0ﾍﾙﾂ
	風力	・電圧低下継続時間1.0秒以下 ・電圧復帰後1.0秒以内に電圧低下前の出力の80パーセント以上の出力まで復帰	・電圧低下継続時間1.0秒以下 ・電圧復帰後1.0秒以内に電圧低下前の出力の80パーセント以上の出力まで復帰	・電圧低下継続時間1.0秒以下 ・電圧復帰後1.0秒以内に電圧低下前の出力の80パーセント以上の出力まで復帰	・ｽﾃｯﾌﾟ状に＋1.0ﾍﾙﾂ，３ｻｲｸﾙ間継続 ・ﾗﾝﾌﾟ上の±２ﾍﾙﾂ/秒 （周波数上限） 61.8ﾍﾙﾂ （周波数下限） 57.0ﾍﾙﾂ
	蓄電池	・電圧低下継続時間1.0秒以下 ・電圧復帰後0.1秒以内に電圧低下前の出力の80パーセント以上の出力まで復帰（RPRが設置される場合は出力電力特性とRPRの協調を図るため，0.4秒以内の復帰としてもよい。）	・電圧低下継続時間1.0秒以下 ・電圧復帰後1.0秒以内に電圧低下前の出力の80パーセント以上の出力まで復帰	・電圧低下継続時間1.0秒以下 ・電圧復帰後0.1秒以内に電圧低下前の出力の80パーセント以上の出力まで復帰（RPRが設置される場合は出力電力特性とRPRの協調を図るため，0.4秒以内の復帰としてもよい。）	・ｽﾃｯﾌﾟ状に＋1.0ﾍﾙﾂ，３ｻｲｸﾙ間継続 ・ﾗﾝﾌﾟ上の±２ﾍﾙﾂ/秒 （周波数上限） 61.8ﾍﾙﾂ （周波数下限） 57.0ﾍﾙﾂ
	燃料電池	・電圧低下継続時間0.3秒以下 ・電圧復帰後1.0秒以内に電圧低下前の出力の80パーセント以上の出力まで復帰	・電圧低下継続時間0.3秒以下 ・電圧復帰後1.0秒以内に電圧低下前の出力の80パーセント以上の出力まで復帰	・電圧低下継続時間0.3秒以下 ・電圧復帰後1.0秒以内に電圧低下前の出力の80パーセント以上の出力まで復帰	・ｽﾃｯﾌﾟ状に＋1.0ﾍﾙﾂ，３ｻｲｸﾙ間継続 ・ﾗﾝﾌﾟ上の±２ﾍﾙﾂ/秒 （周波数上限） 61.8ﾍﾙﾂ （周波数下限） 57.0ﾍﾙﾂ

発電設備等			電圧低下			周波数変動（運転継続）
			残電圧20パーセント以上（運転継続）	残電圧20パーセント未満（運転継続またはｹﾞｰﾄﾌﾞﾛｯｸによる出力停止）	残電圧52パーセント以上・位相変化41度以下（運転継続）	60ﾍﾙﾂ系統
単相	ガスエンジン	単機出力2ｷﾛﾜｯﾄ未満	・電圧低下継続時間0.3秒以下 ・電圧復帰後1.0秒以内に電圧低下前の出力の80パーセント以上の出力まで復帰	・電圧低下継続時間0.3秒以下 ・電圧復帰後1.0秒以内に電圧低下前の出力の80パーセント以上の出力まで復帰	・電圧低下継続時間0.3秒以下 ・電圧復帰後1.0秒以内に電圧低下前の出力の80パーセント以上の出力まで復帰	・ｽﾃｯﾌﾟ状に＋1.0ﾍﾙﾂ，3ｻｲｸﾙ間継続 ・ﾗﾝﾌﾟ上の±2ﾍﾙﾂ/秒 （周波数上限） 61.8ﾍﾙﾂ （周波数下限） 57.0ﾍﾙﾂ
		単機出力2ｷﾛﾜｯﾄ以上10ｷﾛﾜｯﾄ未満※				
	複数直流入力システム	太陽光＋蓄電池	・電圧低下継続時間1.0秒以下 ・電圧復帰後0.1秒以内に電圧低下前の出力の80パーセント以上の出力まで復帰（RPRが設置される場合は出力電力特性とRPRの協調を図るため，0.4秒以内の復帰としてもよい。また，負荷追従制御〔構内の負荷電力に応じて出力制御〕状態にて復帰動作する場合は，出力復帰中の過渡的な逆潮流による蓄電池動作の停止を防止するため，0.4秒以内としてもよい。）	・電圧低下継続時間1.0秒以下 ・電圧復帰後1.0秒以内に電圧低下前の出力の80パーセント以上の出力まで復帰	・電圧低下継続時間1.0秒以下 ・電圧復帰後0.1秒以内に電圧低下前の出力の80パーセント以上の出力まで復帰（RPRが設置される場合は出力電力特性とRPRの協調を図るため，0.4秒以内の復帰としてもよい。また，負荷追従制御〔構内の負荷電力に応じて出力制御〕状態にて復帰動作する場合は，出力復帰中の過渡的な逆潮流による蓄電池動作の停止を防止するため，0.4秒以内としてもよい。）	・ｽﾃｯﾌﾟ状に＋1.0ﾍﾙﾂ，3ｻｲｸﾙ間継続 ・ﾗﾝﾌﾟ上の±2ﾍﾙﾂ/秒 （周波数上限） 61.8ﾍﾙﾂ （周波数下限） 57.0ﾍﾙﾂ
		燃料電池＋蓄電池 ｶﾞｽｴﾝｼﾞﾝ＋蓄電池	・電圧低下継続時間0.3秒以下 ・電圧復帰後1.0秒以内に電圧低下前の出力の80パーセント以上の出力まで復帰	・電圧低下継続時間0.3秒以下 ・電圧復帰後1.0秒以内に電圧低下前の出力の80パーセント以上の出力まで復帰	・電圧低下継続時間0.3秒以下 ・電圧復帰後1.0秒以内に電圧低下前の出力の80パーセント以上の出力まで復帰	・ｽﾃｯﾌﾟ状に＋1.0ﾍﾙﾂ，3ｻｲｸﾙ間継続 ・ﾗﾝﾌﾟ上の±2ﾍﾙﾂ/秒 （周波数上限） 61.8ﾍﾙﾂ （周波数下限） 57.0ﾍﾙﾂ

発電設備等		電圧低下			周波数変動（運転継続）
		残電圧20パーセント以上（運転継続）	残電圧20パーセント未満（運転継続またはｹﾞｰﾄﾌﾞﾛｯｸによる出力停止）	残電圧52パーセント以上・位相変化41度以下（運転継続）	60ﾍﾙﾂ系統
三相	太陽光	高圧三相に準ずる	高圧三相に準ずる	高圧三相に準ずる	高圧三相に準ずる
	蓄電池				
	燃料電池				
	ｶﾞｽｴﾝｼﾞﾝ				
	風力	・電圧低下継続時間0.3秒以下 ・電圧復帰後1.0秒以内に電圧低下前の出力の80パーセント以上の出力まで復帰	・電圧低下継続時間0.3秒以下 ・電圧復帰後1.0秒以内に電圧低下前の出力の80パーセント以上の出力まで復帰	・電圧低下継続時間0.3秒以下 ・電圧復帰後1.0秒以内に電圧低下前の出力の80パーセント以上の出力まで復帰	・ｽﾃｯﾌﾟ状に＋1.0ﾍﾙﾂ，３ｻｲｸﾙ間継続 ・ﾗﾝﾌﾟ上の±２ﾍﾙﾂ/秒 （周波数上限）61.8ﾍﾙﾂ （周波数下限）57.0ﾍﾙﾂ

※発電機能を備えたガスエンジン（空調を主目的としたもの）を除きます。

ＦＲＴ要件のイメージ（太陽光発電設備の例）

電圧低下耐量

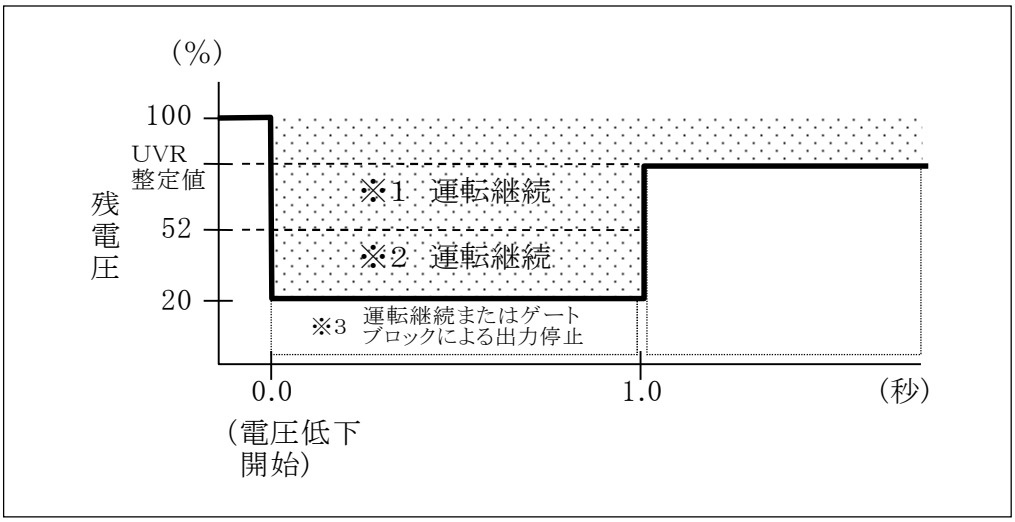

※１　残電圧が52パーセント以上の場合は電圧低下中に41度位相変化を考慮すること。

※２　残電圧が20パーセント以上52パーセント未満の場合は位相変化がないものといたします。

※３　位相変化をともなわない電圧低下時に限ります。（位相変化がある場合は解列可）

出力復帰動作（残電圧20パーセント以上の場合）

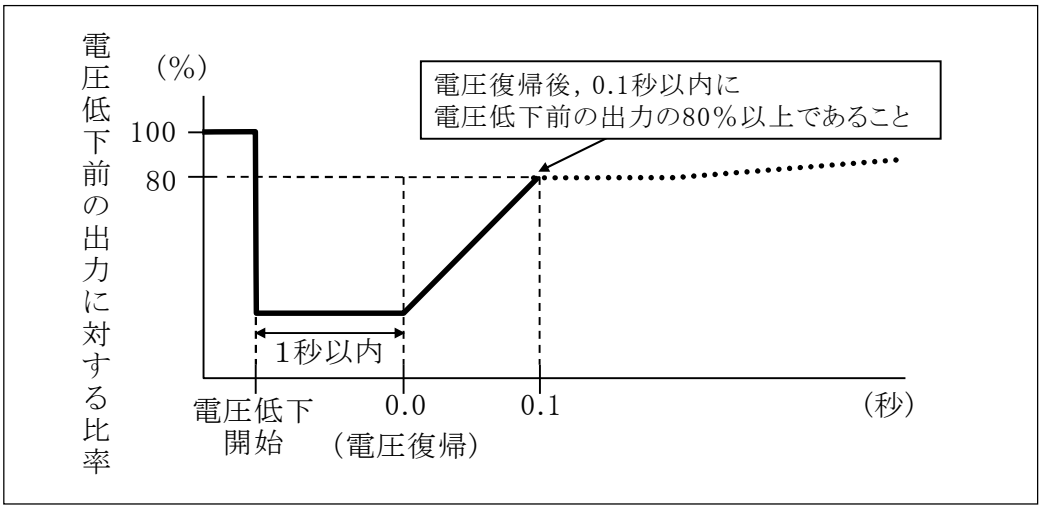

出力復帰動作（残電圧20パーセント未満の場合）

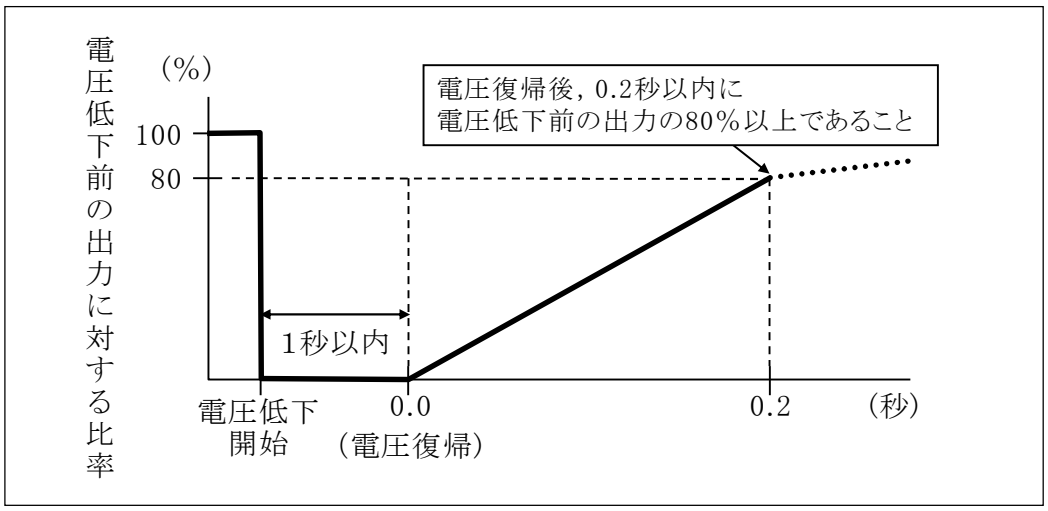

周波数変動耐量（ステップ上昇）

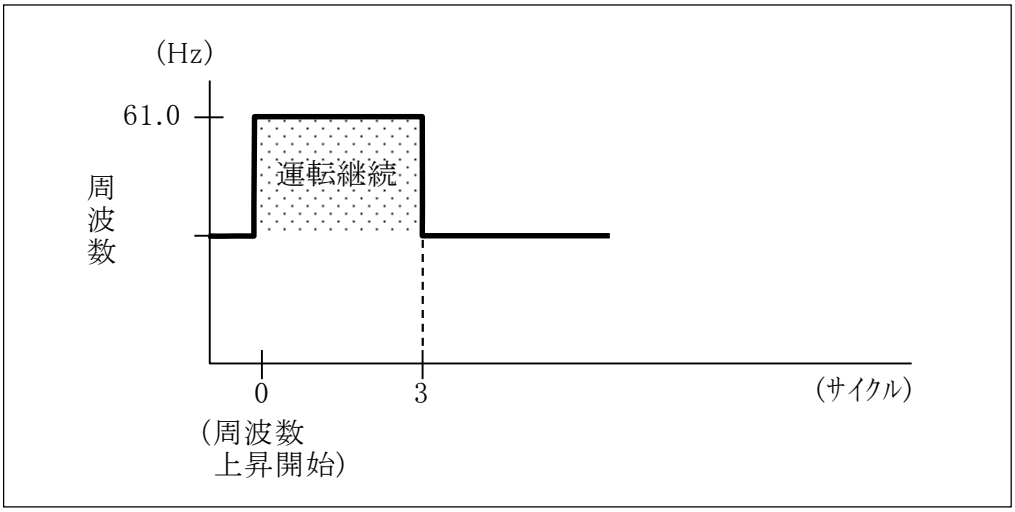

周波数変動耐量（ランプ上昇・下降）

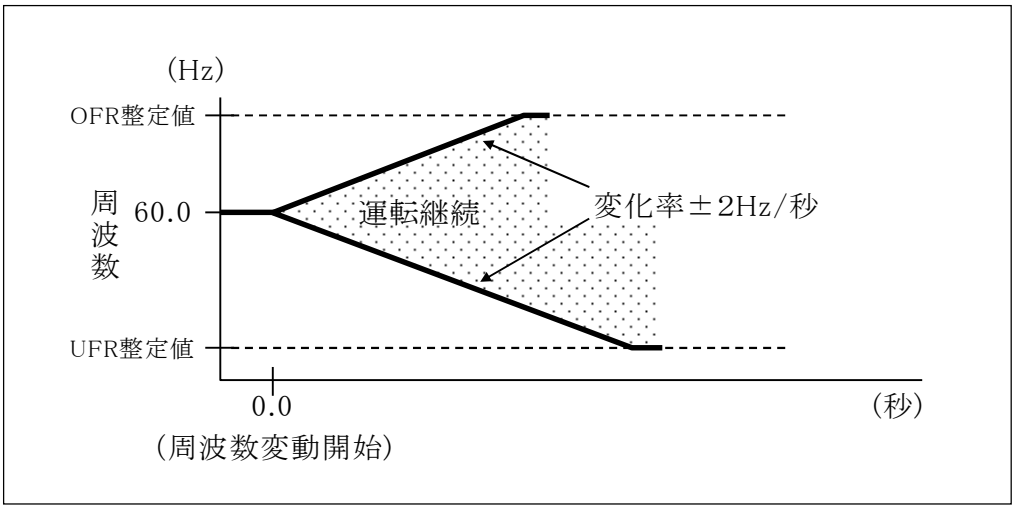

11　保護装置の設置場所

保護装置は，受電地点または故障の検出が可能な場所に設置していただきます。

12　保護リレーの設置相数

保護リレーの設置相数は次のとおりとしていただきます。

⑴　過電圧リレーは，単相２線式においては１相，単相３線式および３相３線式については２相に設置すること。

なお，単相３線式では中性線と両電圧線間とすること。

⑵　不足電圧リレーおよび短絡方向リレーは，単相２線式においては１相，単相３線式においては２相，３相３線式については３相に設置すること。

なお，単相３線式では中性線と両電圧線間とすること。

⑶　周波数上昇リレー，周波数低下リレーおよび逆電力リレーは，単相２線式，単相３線式および３相３線式について１相に設置すること。

⑷　逆充電検出の場合は，次のとおりとすること。

イ　不足電力リレーは，単相２線式においては１相，単相３線式においては２相，３相３線式については３相に設置すること。

なお，単相３線式では中性線と両電圧線間，３相３線式では単相負荷がなければ３相電力の合計とできることといたします。

ロ　不足電圧リレーは，単相２線式においては１相，単相３線式および３相３線式については２相に設置すること。

なお，単相３線式では中性線と両電圧線間とすること。

13　保護装置の設置

⑴　発電設備等故障対策

発電設備等故障時の系統保護のため，次により保護装置を設置していただきます。ただし，発電設備等自体の保護装置により，検出できる場合は省略できることといたします。

イ　発電設備等の発電電圧が異常に上昇した場合に，これを検出し時限をもって解列するための過電圧リレーを設置すること。

ロ　発電設備等の発電電圧が異常に低下した場合に，これを検出し時限をもって解列するための不足電圧リレーを設置すること。

⑵　系統側短絡事故対策

連系する系統における短絡事故時の保護のため，次に示す保護リレーを設置していただきます。

イ　同期発電機の場合は，連系する系統における短絡事故を検出し，発電設備を解列するための短絡方向リレーを設置すること。ただし，発電設備の故障対策用不足電圧リレーまたは過電流リレーにより，連系する系統の短絡事故が検出できる場合は，これにより代用することができます。

ロ　誘導発電機，二次励磁発電機または逆変換装置を用いた発電設備等の場合は，連系する系統の短絡事故時に発電設備等の電圧低下を検出し，発電設備等を解列するための不足電圧リレーを設置すること。

⑶　高低圧混触事故対策

連系する系統の高低圧混触事故を検出し，発電設備等を解列するための受動的方式等の単独運転検出機能を有する装置等を設置していただきます。

⑷　単独運転防止対策

単独運転防止のため，過電圧リレー，不足電圧リレー，周波数上昇リレー，周波数低下リレーおよび次のすべての条件を満たす受動的方式および能動的方式を組み合わせた単独運転検出機能を有する装置を設置していただきます。

なお，単独運転検出機能の整定値例は系統連系規程によります。

イ　連系する系統のインピーダンス，負荷状況等を考慮し，確実に単独運転を検出できること。

ロ　頻繁な不要解列を生じさせないこと。

ハ　能動信号は，系統への影響が実態上問題とならないこと。

14　解　列　箇　所

保護装置が動作した場合の解列箇所は，原則として，系統から発電設備等を解列することができる次のいずれかの箇所としていただきます。

なお，当社から解列箇所を指定させていただく場合があります。

⑴　機械的な開閉箇所２箇所

⑵　機械的な解列箇所１箇所および逆変換装置のゲートブロック

⑶　発電設備等連絡用しゃ断器

15　発電機運転制御装置の付加

火力発電設備およびコージェネレーション（ガスタービン・ガスエンジンを採用したコージェネレーションを除きます。）は，周波数58.8ヘルツまでの場合は，発電機出力を低下しない，周波数58.8ヘルツを下回る場合は，1.2ヘルツ低下するごとに５パーセント以内の出力低下に抑える，ま

たは一度出力低下しても回復する機能もしくは装置を具備していただきます。

なお，周波数変動に鋭敏な負荷設備または構内設備（発電用所内電源を除きます。）への電源供給維持のため，自立運転に移行する必要がある自家用発電設備等については，対策内容を協議させていただきます。

16 接 地 方 式

接地方式は，連系する系統に適合した方式としていただきます。

17 直流流出防止変圧器の設置

逆変換装置を用いて発電設備等を連系する場合は，逆変換装置から直流が系統へ流出することを防止するために，受電地点と逆変換装置との間に変圧器（単巻変圧器を除きます。）を設置していただきます。この場合，設置する変圧器は，直流流出防止専用である必要はありません。

なお，次のすべての条件に適合する場合は，変圧器の設置を省略することができます。

⑴ 逆変換装置の交流出力側で直流を検出し，交流出力を停止する機能を有すること。

⑵ 逆変換装置の直流回路が非接地であることまたは逆変換装置に高周波変圧器を用いていること。

18 電 圧 変 動

⑴ 常時電圧変動対策

イ 連系する系統における低圧需要家の電圧を適正値（標準電圧100ボルトに対しては101±６ボルト，標準電圧200ボルトに対しては202±20ボルトといたします。）以内に維持していただきます。

なお，電圧規制点は構内負荷機器への影響を考慮し，原則として受

電点といたします。ただし，系統側の電圧が電圧上限値に近い場合で，発電設備等からの逆潮流の制限により発電電力量が低下するときは，当該発電設備等設置者以外の低圧需要家への供給電圧が適正値を逸脱するおそれがないことを条件として，電圧規制点を引込柱といたします。

ロ　発電設備等の逆潮流により低圧需要家の電圧が適正値を逸脱するおそれがある場合は，進相無効電力制御機能または出力制御機能により自動的に電圧を調整する対策を行なっていただきます。

なお，これにより対応できない場合は，配電線増強等の対策を行ないます。

また，発電設備等のパワーコンディショナーは逆潮流による電圧上昇を抑制する対策として，次に示す対策を行なっていただきます。

⑴　発電設備等のパワーコンディショナーに，適正電圧範囲内で常に一定の力率（80パーセントから100パーセントの範囲〔１パーセント刻みといたします。〕）で進相運転を行なう機能（力率一定制御）を有するものを用いること。

⑵　太陽光発電設備（複数直流入力の発電設備を含みます。）については，現時点における標準的な力率95パーセントに設定すること。ただし，連系点の潮流が順潮流状態の時は，力率を100パーセントに制御してもよい。

なお，高圧配電線等の系統状況により個別に力率を指定する場合には，力率を変更すること。

⑵　瞬時電圧変動対策

発電設備等の並解列時の瞬時電圧変動は常時電圧の10パーセント以内とし，次に示す対策を行なっていただきます。

イ　自励式の逆変換装置を用いた発電設備等の場合は，自動的に同期する機能を有するものを用いること。

ロ　他励式の逆変換装置を用いた発電設備等の場合で，並列時の瞬時電圧低下により系統の電圧が常時電圧から10パーセントを超えて逸脱するおそれがあるときには，限流リアクトル等を設置すること。

ハ　同期発電機の場合は，制動巻線付きのもの（制動巻線を有しているものと同等以上の乱調防止効果を有する制動巻線付きでない同期発電機を含みます。）とするとともに自動同期検定装置を設置すること。

ニ　二次励磁制御巻線形誘導発電機の場合は，自動同期検定機能を有するものを用いること。

ホ　誘導発電機の場合で，並列時の瞬時電圧低下により系統の電圧が常時電圧から10パーセントを超えて逸脱するおそれがあるときは，限流リアクトル等を設置すること。

なお，これにより対応できない場合には，同期発電機を用いる等の対策を行なうこと。

ヘ　発電設備等の出力変動または頻繁な並解列が問題となる場合は，出力変動の抑制または並解列の頻度を低減する対策を行なうこと。

19　短　絡　容　量

発電設備等の連系により系統の短絡容量が他者のしゃ断器のしゃ断容量等を上回るおそれがある場合は，短絡電流を制限する装置（限流リアクトル等）を設置していただきます。

20　過電流引き外し素子を有するしゃ断器の設置

単相３線式の電気方式で連系する場合であって，負荷の不平衡と発電設備等の逆潮流により中性線に負荷線以上の過電流が生じるおそれがあるときは，発電設備等および負荷設備等の並列点よりも系統側に，３極に過電流引き外し素子を有するしゃ断器を設置していただきます。

21　発電設備等の種類

連系する発電設備等は，逆変換装置を用いた発電設備等に限ります。ただし，逆変換装置を用いない発電設備等の連系は，逆潮流がない場合，または逆潮流がある場合で，逆変換装置を用いた連系の場合と同等の単独運転検出および解列ができ，他の需要家へ影響を及ぼすおそれがないときに限ります。

22　発 電 機 諸 元

当社の求めに応じて，次の諸元を提出していただきます。

なお，第３者認証機関発行の認証証明書による提供もできるものといたします。

電源種	設備	諸元
共　通	発電プラント	定格（定格容量，定格出力，台数，定格電圧）
		力率（定格，運転可能範囲）
		単線結線図，系統並解列箇所
	構内設備	高調波発生機器，高調波対策資料
		電圧フリッカの発生源，対策設備資料
	保護装置	設置要素
		設置場所
		設置相数
		解列箇所
		整定範囲
		整定値
		シーケンスブロック
逆変換装置	発電プラント制御装置	メーカ，型式
		単独運転検出方式，整定値
		逆変換装置の容量
		ＦＲＴ要件の適用有無
風　力	発電プラント制御装置	蓄電池，ウィンドファームコントローラの有無
蓄電池	発電プラント	蓄電容量

また，必要に応じて，記載されていない諸元等，最新の諸元等を提供し

ていただくことがあります。

23 フ リ ッ カ

発電設備等を設置する場合で，発電設備等の頻繁な並解列，出力変動または単独運転検出機能（能動方式）による電圧フリッカにより適正値を逸脱するおそれがあるときには，次に示す電圧フリッカ対策等を行なっていただきます。

なお，電圧フリッカ対策要否の判定基準例は，受電点における電圧フリッカレベル（ΔＶ10）を0.45ボルト以下（当該設備のみの場合は，0.23ボルト以下）に維持することといたします。

イ　風力発電設備等の頻繁な並解列により電圧フリッカが適正値を逸脱するおそれがあるときには，静止型無効電力補償装置（以下「ＳＶＣ」といいます。）の設置，サイリスタ等によるソフトスタート機能を有する装置の設置，配電線の太線化等による系統インピーダンスの低減等の対策を行なうこと。

なお，これにより対応できない場合には，配電線の増強等の実施または専用線により連系するものといたします。

ロ　風力発電設備等の出力変動により電圧フリッカが適正値を逸脱するおそれがあるときには，ＳＶＣ等の設置，配電線の太線化等による系統インピーダンスの低減等の対策を行なうこと。

なお，これにより対応できない場合には，配電線の増強等の実施または専用線により連系するものといたします。

ハ　単独運転検出機能（能動的方式）による電圧フリッカにより適正値を逸脱するおそれがあるとき（新型能動的方式を具備する場合等）は，発生する電圧フリッカの電圧変動周期にかかわらず無効電力発振の予兆を検出して無効電力の注入を一時的に停止する機能を有する装置の設置等の対策を行なうこと。

また，単独運転検出機能（能動的方式）による電圧フリッカにより，系統運用に支障が発生した場合または発生するおそれがある場合には，発電設備等設置者は当社と協議のうえ，単独運転検出に影響のない範囲で，周波数フィードバックゲイン，無効電力の注入量の上下限値の変更等により，配電線に注入する無効電力の注入量を低減する等の対策を講じること。ただし，ソフトウェアの改修ができない場合等で，対策を講じることができないときは，機器取り替え，対応時期等を含めて個別に協議させていただきます。

24　サイバーセキュリティ対策

自家用電気工作物（発電事業の用に供するものおよび小規模事業用電気工作物を除きます。）に係る遠隔監視システムおよび制御システムは，自家用電気工作物に係るサイバーセキュリティの確保に関するガイドラインに準拠した対策を講じていただきます。

なお，上記以外の発電設備等については，サイバー攻撃による発電設備等の異常動作を防止し，または発電設備等がサイバー攻撃を受けた場合に速やかな異常の除去，影響範囲の局限化等を行なうために次のとおり，適切なサイバーセキュリティ対策を講じていただきます。

⑴　外部ネットワークその他ネットワークを通じた発電設備等の制御に係るシステムへの影響を最小化するための対策を講じること。

⑵　発電設備等の制御に係るシステムには，マルウェアの侵入防止対策を講じること。

⑶　発電者と当社との間で迅速かつ的確な情報連絡を行ない，速やかに必要な措置を講じる必要があるため，発電設備に関し，セキュリティ管理責任者を設置するとともに，氏名および一般加入電話番号または携帯電話番号を通知すること。

Ⅱ－２　　需要設備の連系要件

25　電　気　方　式

需要設備の電気方式は，連系する系統の電気方式（交流単相２線式・単相３線式・３相３線式）と同一としていただきます。

26　力　　率

⑴　需要場所において，電灯または小型機器を使用する場合の力率は，原則として，90パーセント以上，その他の機器を使用する場合については85パーセント以上に保持していただきます。

⑵　進相用コンデンサを取り付ける場合は，それぞれの電気機器ごとに取り付けていただきます。ただし，やむをえない事情によって，２以上の電気機器に対して一括して取り付ける場合は，進相用コンデンサの開放により，軽負荷時の力率が進み力率とならないようにしていただきます。

27　高　調　波

系統内に著しい高調波を発生するおそれのある場合は，抑制装置を設置していただく等の対策を講じていただきます。

28　フ　リ　ッ　カ

電気炉，溶接機等の特殊負荷等により，系統内の電圧に変動を与えるおそれのある場合は，負荷に応じた抑制装置を設置していただきます。

Ⅲ　高圧系統連系

Ⅲ－１　発電設備等の連系要件

29 電気方式

発電設備等の電気方式は，最大使用電力に比べ発電設備等の容量が非常に小さく，相間の不平衡による影響が実態上問題とならない場合を除き，連系する系統の電気方式（交流３相３線式）と同一としていただきます。

30 運転可能周波数・並列時許容周波数

⑴ 運転可能周波数

発電設備等の連続運転可能周波数および運転可能周波数は，次のとおりとしていただきます。

イ　連続運転可能周波数

58.2ヘルツを超え61.2ヘルツ以下

ロ　運転可能周波数

57.0ヘルツ以上61.8ヘルツ以下

なお，周波数低下時の運転継続時間は，58.2ヘルツでは10分程度以上，57.6ヘルツでは１分程度以上としていただきます。

また，周波数低下リレーの整定値は，原則として，ＦＲＴ要件の適用を受ける発電設備等の検出レベルは57.0ヘルツ，それ以外は58.2ヘルツとし，検出時限は自動再閉路時間と協調が取れる範囲の最大値としていただきます。ただし，協調が取れる範囲の最大値は，２秒といたします。

ハ　逆変換装置を用いた発電設備等でＦＲＴ要件の適用を受けない設備は，ロの限りではありません。

⑵　並列時許容周波数

系統周波数を適正値に維持する必要があるため，並列時の周波数は並列時許容周波数以内としていただきます。

なお，並列時許容周波数は，標準周波数＋0.1ヘルツ以下（設定可能範囲は，標準周波数＋0.1ヘルツから＋1.0ヘルツまでといたします。）といたします。ただし，離島等，系統固有の事由等により個別に協議させていただく場合があります。

31　力　　率

発電者の受電地点における力率は，連系する系統の電圧を適切に維持するため，原則として系統側からみて遅れ力率85パーセント以上とするとともに，進み力率とならないようにしていただきます。

なお，電圧上昇を防止する上でやむを得ない場合には，受電地点の力率を系統側からみて遅れ力率80パーセントまで制御できるものといたします。

32　高　　調　　波

逆変換装置（二次励磁発電機の系統側変換装置を含みます。）を用いた発電設備等を設置する場合は，逆変換装置本体（フィルターを含みます。）の高調波流出電流を総合電流歪率５パーセント，各次電流歪率３パーセント以下としていただきます。

また，その他の高調波発生機器を用いた電気設備を設置する場合には，56（高調波）に準じた対策を実施していただきます。

33　需給バランス制約による発電設備等の出力の抑制

⑴　逆潮流のある発電設備等のうち，太陽光発電設備，風力発電設備および蓄電池の場合

当社の求めに応じて，当社からの遠隔制御により０パーセントから

100パーセントの範囲（１パーセント刻みといたします。）で出力（自家消費分を除くこともできるものといたします。）の抑制ができる機能を有する逆変換装置またはその他必要な設備を設置する等の対策を実施していただきます。ただし，ウィンドファームとしての運用がない風力発電設備またはウィンドファームコントローラがない風力発電設備については，技術的制約を踏まえ個別に協議させていただきます。

⑵　逆潮流のある発電設備等のうち，火力発電設備およびバイオマス発電設備（ただし，再生可能エネルギー特別措置法施行規則に定める地域資源バイオマス電源であって，燃料貯蔵または技術に由来する制約等により出力の抑制が困難なものを除きます。）の場合

発電出力を技術的に合理的な範囲で最大限抑制し，その最低出力を発電端の定格出力に対して，火力発電設備（混焼バイオマス発電設備を含みます。）については多くとも30パーセント以下，バイオマス発電設備（混焼バイオマス発電設備を除きます。）については多くとも50パーセント以下に抑制するために必要な機能を具備していただきます。ただし，停止による対応も可能といたします。

⑶　⑴および⑵の場合，自家消費を主な目的とした発電設備等については，個別の事情を踏まえ対策内容を協議させていただきます。また，実証設備の実証期間中の扱いについては，技術的制約を踏まえ個別に協議させていただき，実証期間終了後は，再協議させていただきます。

34　送電容量制約による発電設備等の出力の抑制

逆潮流のある発電設備等には，当社の求めに応じて，当社からの遠隔制御により，送電容量制約による出力の抑制ができる機能を有する装置，その他必要な装置を設置する等の対策を実施していただきます。

35　不要解列の防止

⑴　保　護　協　調

発電設備等の故障または系統の事故時に，事故の除去，事故範囲の局限化等を行なうために次の考え方にもとづき，保護協調を図ることを目的に適正な保護装置を設置していただきます。

なお，構内設備の故障に対しては，これにともなう影響を連系する系統へ波及させないため，構内設備を当該系統からしゃ断していただきます。

イ　発電設備等の異常および故障に対しては，確実に検出・除去し，連系する系統に事故を波及させないために，発電設備等を即時に解列すること。

ロ　連系する系統の事故に対しては，迅速かつ確実に，発電設備等が解列すること。

ハ　上位系統事故時等の連系する系統の電源が喪失した場合にも発電設備等が高速に解列し，一般需要家を含むいかなる部分系統においても単独運転が生じないこと。

ニ　事故時の再閉路時に，発電設備等が連系する系統から確実に解列されていること。

ホ　連系する系統以外の事故時には，発電設備等は解列しないこと。

⑵　事故時運転継続

系統事故による広範囲の瞬時電圧低下や周波数変動等により，発電設備等の一斉解列，出力低下継続等が発生し，系統全体の電圧・周波数維持に大きな影響を与えることを防止するため，発電設備等の種別ごとに定められるＦＲＴ要件を満たしていただきます。

なお，満たすべきＦＲＴ要件は次のとおりといたします。

<table>
<tr><td colspan="2" rowspan="3">発電設備等</td><td colspan="3">電圧低下</td><td rowspan="2">周波数変動
（運転継続）</td></tr>
<tr><td colspan="2">三相短絡を想定</td><td>二相短絡を想定</td></tr>
<tr><td>残電圧20パーセント以上
（運転継続）</td><td>残電圧20パーセント未満
（運転継続またはｹﾞｰﾄﾌﾞﾛｯｸによる出力停止）</td><td>残電圧52パーセント以上・位相変化41度以下
（運転継続）</td><td>60ﾍﾙﾂ系統</td></tr>
<tr><td rowspan="5">単相</td><td>太陽光</td><td rowspan="5">低圧単相に準ずる</td><td rowspan="5">低圧単相に準ずる</td><td rowspan="5">低圧単相に準ずる</td><td rowspan="5">低圧単相に準ずる</td></tr>
<tr><td>風力</td></tr>
<tr><td>蓄電池</td></tr>
<tr><td>燃料電池</td></tr>
<tr><td>ｶﾞｽｴﾝｼﾞﾝ</td></tr>
<tr><td rowspan="4">三相</td><td>太陽光</td><td>・電圧低下継続時間0.3秒以下
・電圧復帰後0.1秒以内に電圧低下前の出力の80パーセント以上の出力まで復帰</td><td>・電圧低下継続時間0.3秒以下
・電圧復帰後0.2秒以内に電圧低下前の出力の80パーセント以上の出力まで復帰</td><td>・電圧低下継続時間0.3秒以下
・電圧復帰後0.1秒以内に電圧低下前の出力の80パーセント以上の出力まで復帰</td><td>・ｽﾃｯﾌﾟ状に＋1.0ﾍﾙﾂ，３ｻｲｸﾙ間継続
・ﾗﾝﾌﾟ上の±２ﾍﾙﾂ/秒
（周波数上限）
61.8ﾍﾙﾂ
（周波数下限）
57.0ﾍﾙﾂ</td></tr>
<tr><td>風力</td><td colspan="3">残電圧０パーセント・継続時間0.15秒と残電圧90パーセント・継続時間1.5秒を結ぶ直線以上の残電圧がある電圧低下に対しては運転を継続し，電圧復帰後1.0秒以内に電圧低下前の出力の80パーセント以上の出力まで復帰</td><td>・ｽﾃｯﾌﾟ状に＋1.0ﾍﾙﾂ，３ｻｲｸﾙ間継続
・ﾗﾝﾌﾟ上の±２ﾍﾙﾂ/秒
（周波数上限）
61.8ﾍﾙﾂ
（周波数下限）
57.0ﾍﾙﾂ</td></tr>
<tr><td>蓄電池</td><td>・電圧低下継続時間0.3秒以下
・電圧復帰後0.1秒以内に電圧低下前の出力の80パーセント以上の出力まで復帰（RPRが設置される場合は出力電力特性とRPRの協調を図るため，0.4秒以内の復帰としてもよい。）</td><td>・電圧低下継続時間0.3秒以下
・電圧復帰後1.0秒以内に電圧低下前の出力の80パーセント以上の出力まで復帰</td><td>・電圧低下継続時間0.3秒以下
・電圧復帰後0.1秒以内に電圧低下前の出力の80パーセント以上の出力まで復帰（RPRが設置される場合は出力電力特性とRPRの協調を図るため，0.4秒以内の復帰としてもよい。）</td><td>・ｽﾃｯﾌﾟ状に＋1.0ﾍﾙﾂ，３ｻｲｸﾙ間継続
・ﾗﾝﾌﾟ上の±2ﾍﾙﾂ/秒
（周波数上限）
61.8ﾍﾙﾂ
（周波数下限）
57.0ﾍﾙﾂ</td></tr>
<tr><td>燃料電池※</td><td>・電圧低下継続時間0.3秒以下
・電圧復帰後1.0秒以内に電圧低下前の出力の80パーセント以上の出力まで復帰</td><td>・電圧低下継続時間0.3秒以下
・電圧復帰後1.0秒以内に電圧低下前の出力の80パーセント以上の出力まで復帰</td><td>・電圧低下継続時間0.3秒以下
・電圧復帰後1.0秒以内に電圧低下前の出力の80パーセント以上の出力まで復帰</td><td>・ｽﾃｯﾌﾟ状に＋1.0ﾍﾙﾂ，３ｻｲｸﾙ間継続
・ﾗﾝﾌﾟ上の±２ﾍﾙﾂ/秒
（周波数上限）
61.8ﾍﾙﾂ
（周波数下限）
57.0ﾍﾙﾂ</td></tr>
</table>

発電設備等		電圧低下			周波数変動（運転継続）
		三相短絡を想定		二相短絡を想定	
		残電圧20パーセント以上（運転継続）	残電圧20パーセント未満（運転継続またはｹﾞｰﾄﾌﾞﾛｯｸによる出力停止）	残電圧52パーセント以上・位相変化41度以下（運転継続）	60ﾍﾙﾂ系統
三相	ｶﾞｽｴﾝｼﾞﾝ（単機出力35ｷﾛﾜｯﾄ以下）	・電圧低下継続時間0.3秒以下 ・電圧復帰後1.0秒以内に電圧低下前の出力の80パーセント以上の出力まで復帰	・電圧低下継続時間0.3秒以下 ・電圧復帰後1.0秒以内に電圧低下前の出力の80パーセント以上の出力まで復帰	・電圧低下継続時間0.3秒以下 ・電圧復帰後1.0秒以内に電圧低下前の出力の80パーセント以上の出力まで復帰	・ｽﾃｯﾌﾟ状に＋1.0ﾍﾙﾂ，３ｻｲｸﾙ間継続 ・ﾗﾝﾌﾟ上の±２ﾍﾙﾂ/秒 （周波数上限） 61.8ﾍﾙﾂ （周波数下限） 57.0ﾍﾙﾂ

※燃料電池にマイクロガスタービンを組み合わせた発電設備は除きます。

ＦＲＴ要件のイメージ（太陽光発電設備の例）

電圧低下耐量

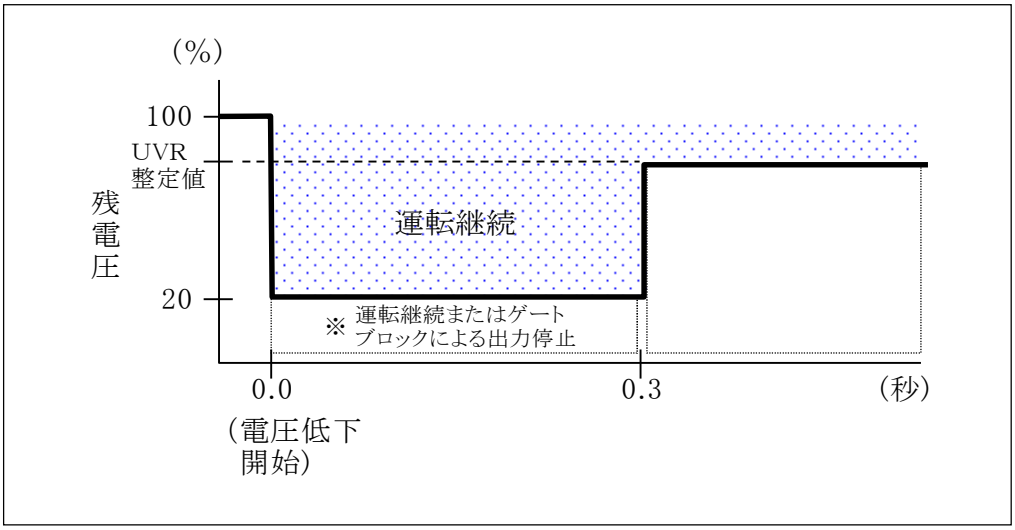

※　三相短絡事故にともなう平衡した電圧低下時に限ります。

出力復帰動作（残電圧20パーセント以上の場合）

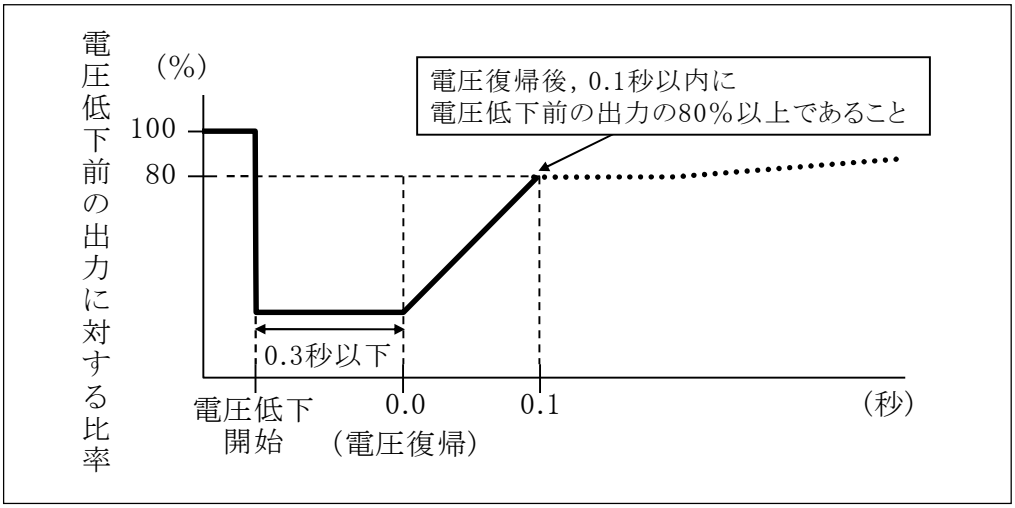

出力復帰動作（残電圧20パーセント未満の場合）

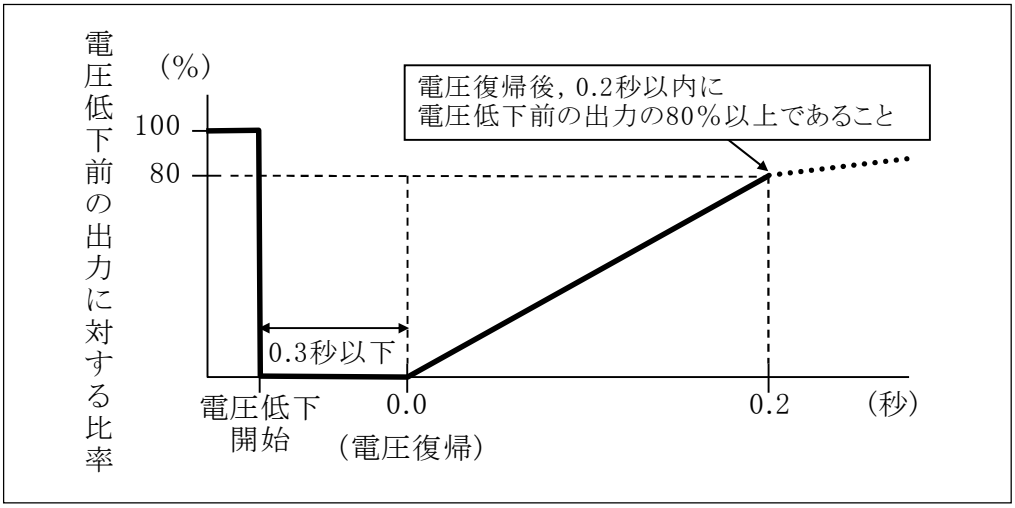

周波数変動耐量（ステップ上昇）

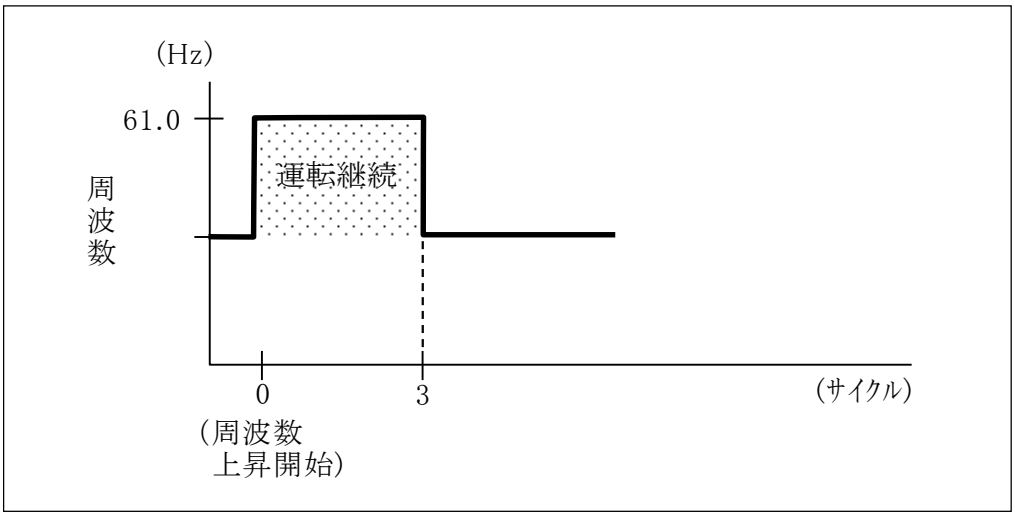

周波数変動耐量（ランプ上昇・下降）

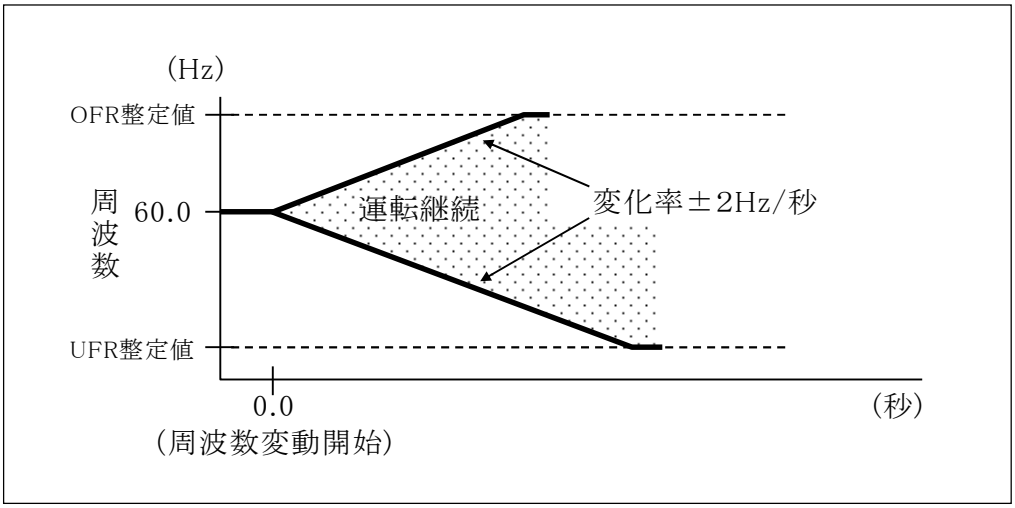

36　保護装置の設置場所

保護装置は，受電地点または故障の検出が可能な場所に設置していただきます。

37　保護リレーの設置相数

保護リレーの設置相数は次のとおりとしていただきます。

⑴　地絡過電圧リレーは零相回路に設置すること。

⑵　過電圧リレー，周波数低下リレー，周波数上昇リレーおよび逆電力リレーは，１相設置とすること。

⑶　短絡方向リレーは，３相設置とすること。ただし，連系する系統と協調を図ることができる場合は，２相設置とすることができることといたします。

⑷　不足電圧リレーは，３相設置とすること。ただし，短絡方向リレーと協調を図ることができる場合は，１相設置とすることができることといたします。

⑸　不足電力リレーは，２相設置とすること。

38　保護装置の設置

⑴　発電設備等故障対策

発電設備等故障時の系統保護のため，次に示す保護装置を設置していただきます。ただし，発電設備等自体の保護装置により，検出できる場合は省略できることといたします。

イ　発電設備等の発電電圧が異常に上昇した場合に，これを検出し時限をもって解列するための過電圧リレーを設置していただきます。

ロ　発電設備等の発電電圧が異常に低下した場合に，これを検出し時限をもって解列するための不足電圧リレーを設置していただきます。

⑵　系統側短絡事故対策

連系する系統における短絡事故時の保護のため，次に示す保護リレーを設置していただきます。

イ　同期発電機の場合は，連系する系統における短絡事故を検出し，発電設備を解列するための短絡方向リレーを設置すること。

ロ　誘導発電機，二次励磁発電機および逆変換装置を用いた発電設備等の場合は，連系する系統の短絡事故時に発電設備等の電圧低下を検出し，発電設備等を解列するための不足電圧リレーを設置すること。

⑶　系統側地絡事故対策

連系する系統における地絡事故時の保護のため，地絡過電圧リレーを設置していただきます。ただし，次のいずれかを満たす場合は，地絡過電圧リレーを省略できるものといたします。

イ　発電設備等の引出口にある地絡過電圧リレーにより系統側地絡事故が検知できる場合

ロ　逆変換装置を用いた発電設備等が構内低圧線に連系する場合であって，その出力容量が受電電力の容量に比べて極めて小さいとき。

ハ　逆変換装置を用いた発電設備等が構内低圧線に連系する場合であって，その出力容量が10キロワット以下のとき。

⑷　逆潮流がある場合の単独運転防止対策

逆潮流がある場合，単独運転防止のため，発電設備等故障対策用の過電圧リレーおよび不足電圧リレーに加えて，周波数上昇リレーおよび周波数低下リレーを設置するとともに，転送しゃ断装置または次のすべての条件を満たす単独運転検出機能（能動的方式１方式以上を含みます。）を有する装置を設置していただきます。ただし，専用線の場合は，周波数上昇リレーは省略できるものといたします。

なお，単独運転検出機能の整定値例は系統連系規程によります。

イ　連系する系統のインピーダンス，負荷状態等を考慮し，確実に単独運転を検出できること。

ロ　頻繁な不要解列を生じさせないこと。

ハ　能動信号は，系統への影響が実態上問題とならないこと。

⑸　逆潮流がない場合の単独運転防止対策

逆潮流がない場合，単独運転防止のため，逆電力リレーおよび周波数低下リレーを設置していただきます。ただし，専用線の場合であって，逆電力リレーまたは不足電力リレーで単独運転を高速に検出できるときは，周波数低下リレーを省略できるものといたします。

なお，構内低圧線に連系する発電設備等において，その出力容量が受電電力の容量に比べて極めて小さく，単独運転検出機能（受動的方式および能動的方式のそれぞれ１方式以上を含むものに限ります。）を有する装置により高速に単独運転を検出し，発電設備等が停止，または解列する場合は，逆電力リレーを省略できるものといたします。

また，単独運転検出機能の整定値例は系統連系規程によります。

39　解　列　箇　所

保護装置が動作した場合の解列箇所は，原則として，系統から発電設備等を解列することができる次のいずれかの箇所としていただきます。

なお，当社から解列箇所を指定させていただく場合があります。

⑴ 受電用しゃ断器

⑵ 発電設備等出力端しゃ断器またはこれと同等の機能を有する装置

⑶ 発電設備等連絡用しゃ断器

⑷ 母線連絡用しゃ断器

また，解列にあたっては，発電設備等を電路から機械的に切り離すことができ，かつ，電気的にも完全な絶縁状態を保持しなければならないため，原則として，半導体のみで構成された電子スイッチをしゃ断装置として適用することはできません。

40 発電機運転制御装置の付加

火力発電設備およびコージェネレーション（ガスタービン・ガスエンジンを採用したコージェネレーションを除きます。）は，周波数58.8ヘルツまでの場合は，発電機出力を低下しない，周波数58.8ヘルツを下回る場合は，1.2ヘルツ低下するごとに５パーセント以内の出力低下に抑える，または一度出力低下しても回復する機能もしくは装置を具備していただきます。

なお，周波数変動に鋭敏な負荷設備または構内設備（発電用所内電源を除きます。）への電源供給維持のため，自立運転に移行する必要がある自家用発電設備等については，対策内容を協議させていただきます。

41 自動負荷制限

発電設備等の脱落時等に連系する配電線，配電用変圧器等が過負荷となるおそれがある場合には，自動的に負荷を制限する対策を行なっていただきます。

42　線路無電圧確認装置の設置

発電設備等を連系する系統の再閉路時の事故防止のため，当該系統の配電用変電所の配電線引出口に線路無電圧確認装置を設置いたします。ただし，次のいずれかを満たす場合は，線路無電圧確認装置を省略できるものといたします。

⑴　専用線による連系であって，連系する系統の自動再閉路を必要としない場合

⑵　転送しゃ断装置および単独運転検出機能（能動的方式に限ります。）を有する装置を設置し，かつ，それぞれが別のしゃ断器により連系をしゃ断できる場合

⑶　２方式以上の単独運転検出機能（能動的方式１方式以上を含むものに限ります。）を有する装置を設置し，かつ，それぞれが別のしゃ断器により連系をしゃ断できる場合

⑷　単独運転検出機能（能動的方式に限ります。）を有する装置および整定値が発電設備等の運転中における配電線の最低負荷より小さい逆電力リレーを設置し，かつ，それぞれが別のしゃ断器により連系をしゃ断できる場合

⑸　逆潮流がない場合で，系統との連系に係わる保護リレー，計器用変流器，計器用変圧器，しゃ断器および制御用電源配線が２系列化されており，これらが互いにバックアップ可能となっているとき。ただし，２系列目の上記装置については，次のうちいずれか１方式以上を用いて簡素化することができます。

イ　保護リレーの２系列目は，不足電力リレーのみとすることができます。

ロ　計器用変流器は，不足電力リレーを計器用変流器の末端に配置した場合，１系列目と２系列目を兼用できます。

ハ　計器用変圧器は，不足電圧リレーを計器用変圧器の末端に配置した

場合，１系列目と２系列目を兼用できます。

43 接 地 方 式

接地方式は，連系する系統に適合した方式としていただきます。

44 直流流出防止変圧器の設置

逆変換装置を用いて発電設備等を連系する場合は，逆変換装置から直流が系統へ流出することを防止するために，受電地点と逆変換装置との間に変圧器（単巻変圧器を除きます。）を設置していただきます。この場合，設置する変圧器は，直流流出防止専用である必要はありません。

なお，次のすべての条件に適合する場合は，変圧器の設置を省略することができます。

⑴ 逆変換装置の交流出力側で直流を検出し，交流出力を停止する機能を有すること。

⑵ 逆変換装置の直流回路が非接地であること，または逆変換装置に高周波変圧器を用いていること。

45 電 圧 変 動

⑴ 常時電圧変動対策

連系する系統における低圧需要家の電圧を適正値（標準電圧100ボルトに対しては101±６ボルト，標準電圧200ボルトに対しては202±20ボルトといたします。）以内に維持する必要があるため，発電設備等の解列による電圧低下，逆潮流による系統の電圧上昇等により適正値を逸脱するおそれがある場合は，次に示す電圧変動対策を行なっていただきます。

なお，これにより対応できない場合には，配電線新設による負荷分割等の配電線増強，専用線による連系を行なう等の対策を行ないます。

イ　発電設備等の脱落等により低圧需要家の電圧が適正値を逸脱するおそれがある場合には，自動的に負荷を制限し，または適正な電圧が維持できる範囲まで自動的に負荷を制限する自動負荷遮断装置を設置すること。

ロ　発電設備等の逆潮流により低圧需要家の電圧が適正値を逸脱するおそれがある場合には，自動的に電圧を調整すること。また，受電点および発電端の力率は，協議により決定することとし，高圧配電線等の系統状況により個別に力率を指定する場合には，力率を変更すること。

なお，自動電圧調整の手段は，逆潮流電力の大きさや発電設備等の形式により，以下の４方式などから選択すること。

⑴　発電設備等を一定の遅相で運転して，一定値以上の逆潮流が発生するときに力率改善用コンデンサ（一般には開放）で受電点の力率を所定力率に調整する。

⑵　発電設備等を一定の進相で運転して，一定値以上の逆潮流が発生するときに力率改善用コンデンサで受電点の力率を所定力率に調整する。

⑶　一定値以上の逆潮流が発生するときに，力率改善用コンデンサを一定値まで減じ，かつ発電設備等の無効電力出力を制御して受電点の力率を所定力率に調整する。ただし，発電設備等の無効電力出力が限界値となる場合には，有効電力を減ずることで電圧上昇の抑制をするとともに受電点の力率を所定力率に調整すること。

⑷　パワーコンディショナーの進相または遅相運転による力率一定制御（80パーセントから100パーセントの範囲〔１パーセント刻みといたします。〕）またはＳＶＣの制御などにより，受電点の力率を所定力率に調整する。

⑵　瞬時電圧変動対策

発電設備等の並解列時の瞬時電圧変動は常時電圧の10パーセント以内

とし，次に示す対策を行なっていただきます。

イ　同期発電機の場合は，制動巻線付きのもの（制動巻線を有しているものと同等以上の乱調防止効果を有する制動巻線付きでない同期発電機を含みます。）とするとともに自動同期検定装置を設置すること。

ロ　二次励磁制御巻線形誘導発電機の場合は，自動同期検定機能を有するものを用いること。

ハ　誘導発電機の場合で，並列時の瞬時電圧低下により系統の電圧が常時電圧から10パーセントを超えて逸脱するおそれがあるときは，限流リアクトル等を設置すること。

なお，これにより対応できない場合には，同期発電機を用いる等の対策を行なうこと。

ニ　自励式の逆変換装置を用いた発電設備等の場合は，自動的に同期する機能を有するものを用いること。

ホ　他励式の逆変換装置を用いた発電設備等の場合で，並列時の瞬時電圧低下により系統の電圧が常時電圧から10パーセントを超えて逸脱するおそれがあるときは，限流リアクトル等を設置すること。

ヘ　発電設備等の出力変動または頻繁な並解列が問題となる場合は，出力変動の抑制または並解列の頻度を低減する対策を行なうこと。

ト　連系用変圧器加圧時の励磁突入電流発生にともなう瞬時電圧低下により，系統の電圧が常時電圧から10パーセントを超えて逸脱するおそれがある場合は，その抑制対策を実施すること。

46　短　絡　容　量

発電設備等の連系により系統の短絡容量が他者のしゃ断器のしゃ断容量等を上回るおそれがある場合は，短絡電流を制限する装置（限流リアクトル等）を設置していただきます。

47　発電機定数・諸元

⑴　発電機並列時の短絡電流抑制対策等の面から，発電機定数を当社から指定させていただく場合があります。

⑵　当社の求めに応じて，次の諸元を提出していただきます。

なお，第３者認証機関発行の認証証明書による提供もできるものといたします。

電源種	設備	諸元
共通	発電プラント	定格（定格容量，定格出力，台数，定格電圧）
		最低出力
		所内負荷（定格，最低）
		力率（定格，運転可能範囲）
		運転可能周波数の範囲
		単線結線図，系統並解列箇所
	構内設備	自家消費電力の最大値，最小値
		総合負荷力率
		高調波発生機器，高調波対策資料
		電圧フリッカの発生源，対策設備資料
	受電用変圧器，連系用変圧器	定格（定格容量，定格電圧）
		インピーダンス（変圧器定格容量ベース）
		制御方式，整定値
	調相設備	定格（容量，台数）
	遮断器	定格（遮断電流，遮断時間）
		自動同期検定装置の有無
	保護装置	設置要素
		設置場所
		設置相数
		解列箇所
		整定範囲
		整定値
		ＣＴ比，ＶＴ比
		シーケンスブロック

電源種	設備	諸元
誘導機	発電プラント	拘束リアクタンス
		限流リアクトル容量
同期機	発電プラント	各種内部リアクタンス
		各種短絡時定数・開路時定数
		慣性定数（発電機＋タービン）
		制動巻線の有無
	制御装置	ガバナ系ブロック（調定率，ＧＦ幅，ＣＶ，ＩＣＶモデルを含む）
		励磁系ブロック（ＡＶＲ，ＰＳＳ，ＰＳＶＲ）
		ＦＲＴ要件の適用有無
逆変換装置	発電プラント制御装置	メーカ，型式
		単独運転検出方式，整定値
		逆変換装置の容量
		通電電流制限値
		ＦＲＴ要件の適用有無
風力	発電プラント制御装置	発電機の出力特性
		出力変動対策の方法
		蓄電池，ウィンドファームコントローラの有無
蓄電池	発電プラント	蓄電容量
二次励磁機	発電プラント	拘束リアクタンス

また，必要に応じて，記載されていない諸元等，最新の諸元等を提供していただくことがあります。

48 昇圧用変圧器

短絡電流抑制対策，発電機並列時の電圧低下対策等の面から，昇圧用変圧器のインピーダンス等を当社から指定させていただく場合があります。

また，電圧タップ値等を指定させていただく場合があります。

49 連絡体制

発電者，発電設備等を系統連系する需要者または契約者の構内事故およ

び系統側の事故等により，連系用しゃ断器が動作した場合等（サイバー攻撃により設備異常が発生し，または発生するおそれがある場合を含みます。）には，当社と発電者，発電設備等を系統連系する需要者または契約者との間で迅速かつ的確な情報連絡を行ない，速やかに必要な措置を講ずる必要があります。このため，発電者，発電設備等を系統連系する需要者または契約者の技術員駐在箇所等と当社との間には，保安通信用電話設備を設置していただきます。ただし，保安通信用電話設備は次のうちのいずれかを用いることができます。

⑴　専用保安通信用電話設備

⑵　電気通信事業者の専用回線電話

⑶　次の条件をすべて満たす場合においては，一般加入電話または携帯電話

イ　発電者，発電設備等を系統連系する需要者または契約者側の交換機を介さず直接技術員との通話が可能な方式（交換機を介する代表番号方式ではなく，直接技術員所在箇所へつながる単番方式といたします。）とし，発電設備等の保守監視場所に常時設置されているものとすること。

ロ　話中の場合に割り込みが可能な方式（キャッチホン等）であること。

ハ　停電時においても通話可能なものであること。

ニ　災害時等において当社と連絡が取れない場合には，当社との連絡が取れるまでの間，発電設備等の解列または運転を停止すること。

また，その旨が保安規程上明記されていること。

50　バンク逆潮流の制限

配電用変電所のバンクにおいて逆潮流が発生すると，電力品質面および保護協調面で問題が生じるおそれがあることから，原則として逆潮流が生じないよう発電者で発電・放電出力を抑制していただきます。ただし，配

電用変電所に保護装置等を設置することにより，電力品質面および保護協調面で問題が生じないよう対策を行なう場合はこの限りではありません。

51 フ リ ッ カ

発電設備等を設置する場合で，発電設備等の頻繁な並解列，出力変動または単独運転検出機能（能動方式）による電圧フリッカにより適正値を逸脱するおそれがあるときには，次に示す電圧フリッカ対策等を行なっていただきます。

なお，電圧フリッカ対策要否の判定基準例は，受電点における電圧フリッカレベル（ΔＶ10）を0.45ボルト以下（当該設備のみの場合は，0.23ボルト以下）に維持することといたします。

イ　風力発電設備等の頻繁な並解列により電圧フリッカが適正値を逸脱するおそれがあるときには，ＳＶＣの設置，サイリスタ等によるソフトスタート機能を有する装置の設置，配電線の太線化等による系統インピーダンスの低減等の対策を行なうこと。

なお，これにより対応できない場合には，配電線の増強等の実施または専用線により連系するものといたします。

ロ　風力発電設備等の出力変動により電圧フリッカが適正値を逸脱するおそれがあるときには，ＳＶＣ等の設置，配電線の太線化等による系統インピーダンスの低減等の対策を行なうこと。

なお，これにより対応できない場合には，配電線の増強等の実施または専用線により連系するものといたします。

ハ　単独運転検出機能（能動的方式）による電圧フリッカにより適正値を逸脱するおそれがあるときは，系統および当該発電設備等設置者以外の者への悪影響がない範囲の能動信号の変動量ならびに正帰還ゲインの大きさとすること。

なお，連系当初は許容できる範囲の能動信号であっても，将来の系統

状況の変化，発電設備等の連系量増加等によって，配電線に注入する無効電力の注入量が過剰となり，連系当初は発振しない発電設備等も含め無効電力が発振し電圧フリッカが発生することがあるため，能動信号の変動量および正帰還ゲインの大きさを変更できる機構としておくこと。

また，単独運転検出機能（能動的方式）による電圧フリッカにより，系統運用に支障が発生した場合または発生するおそれがある場合には，発電設備等設置者は当社と協議のうえ，単独運転検出に影響のない範囲で，能動信号の変動量，正帰還ゲインの大きさの変更等により，配電線に注入する無効電力の注入量を低減する等の対策を講じること。ただし，ソフトウェアの改修ができない場合等で，対策を講じることができないときについては，機器取り替え，対応時期等を含めて個別に協議させていただきます。

52　サイバーセキュリティ対策

事業用電気工作物（発電事業の用に供するものに限ります。）は，電気事業法に基づき，電力制御システムセキュリティガイドラインに準拠した対策を講じていただきます。ただし，自家用電気工作物（発電事業の用に供するものおよび小規模事業用電気工作物を除きます。）に係る遠隔監視システムおよび制御システムは，自家用電気工作物に係るサイバーセキュリティの確保に関するガイドラインに準拠した対策を講じていただきます。

なお，上記以外の発電設備等については，サイバー攻撃による発電設備等の異常動作を防止し，または発電設備等がサイバー攻撃を受けた場合に速やかな異常の除去，影響範囲の局限化等を行なうために次のとおり，適切なサイバーセキュリティ対策を講じていただきます。

⑴　外部ネットワークその他ネットワークを通じた発電設備等の制御に係るシステムへの影響を最小化するための対策を講じること。

⑵　発電設備等の制御に係るシステムには，マルウェアの侵入防止対策を

講じること。

⑶　発電設備等に関し，セキュリティ管理責任者を設置すること。

Ⅲ－２　　需要設備の連系要件

53　電　気　方　式

需要設備の電気方式は，連系する系統の電気方式（交流３相３線式）と同一としていただきます。

54　力　　率

⑴　供給地点の力率は，原則として，85パーセント以上に保持していただきます。

なお，軽負荷時には進み力率とならないようにしていただきます。

⑵　当社は，技術上必要がある場合には，進相用コンデンサの開閉をお願いすることおよび接続する進相用コンデンサ容量を協議させていただくことがあります。

55　保護装置の設置

発電者，需要者または契約者の電気設備の故障および需要場所または事業場所に短絡または地絡事故が生じた場合に自動的に事故を除去するための保護装置を設置していただきます。

56　高　　調　　波

高調波発生機器を用いた電気設備を使用することにより，系統に高調波電流を流出する場合は，その高調波電流を抑制するため，次の要件にしたがっていただきます。

⑴　対象者は6,600ボルトの系統に連系する場合で，使用する高調波発生機器の容量を６パルス変換器容量に換算し，それぞれの機器の換算容量を総和したもの（以下，この項において「等価容量」といいます。）が

50キロボルトアンペアをこえる発電者，需要者または契約者といたします。

なお，上記の等価容量を算出する場合に対象となる高調波発生機器は，300ボルト以下の系統に接続して使用する定格電流20アンペア／相以下の電気および電子機器（家電および汎用品）以外の機器といたします。また，設備の新増設等により，新たに該当することになる場合においても適用するものといたします。

⑵　対象者においては，系統に流出する高調波流出電流の算出を次のとおり実施していただきます。

イ　高調波流出電流は，高調波発生機器ごとの定格運転状態において発生する高調波電流を合計し，これに高調波発生機器の最大の稼働率を乗じたものといたします。

ロ　高調波流出電流は，高調波の次数ごとに合計するものといたします。

ハ　対象とする高調波の次数は40次以下といたします。

ニ　構内に高調波流出電流を低減する設備がある場合は，その低減効果を考慮することができるものといたします。

⑶　系統に流出する高調波流出電流の許容される上限値は，高調波の次数ごとに，次表に示す契約受電電力１キロワットあたりの高調波流出電流の上限値に当該契約受電電力（キロワットを単位といたします。）を乗じた値といたします。

⑷　⑵の高調波流出電流が，⑶の高調波流出電流の上限値をこえる場合には，発電者，需要者または契約者において高調波流出電流の上限値以下となるよう必要な対策を講じていただきます。

契約電力１キロワット当たりの高調波流出電流の上限値

（単位：ミリアンペア／キロワット）

受電電圧	５次	７次	11次	13次	17次	19次	23次	23次超過
6,600ボルト	3.5	2.5	1.6	1.3	1.0	0.90	0.76	0.70

57 フ リ ッ カ

電気炉，溶接機等の特殊負荷等により，系統内の電圧に変動を与えるおそれのある場合は，負荷に応じた抑制装置を設置していただきます。

58 電 圧 変 動

受電用変圧器加圧時の励磁突入電流発生にともなう瞬時電圧低下により，系統の電圧が常時電圧から10パーセントを超えて逸脱するおそれがある場合は，その抑制対策を実施していただきます。

59 サイバーセキュリティ対策

自家用電気工作物（発電事業の用に供するものおよび小規模事業用電気工作物を除きます。）に係る遠隔監視システムおよび制御システムは，自家用電気工作物に係るサイバーセキュリティの確保に関するガイドラインに準拠した対策を講じていただきます。

Ⅳ　特別高圧系統連系

Ⅳ－１　発電設備等の連系要件

60 電 気 方 式

発電設備等の電気方式は最大使用電力に比べ発電設備等の容量が非常に小さく，相間の不平衡による影響が実態上問題とならない場合を除き，連系する系統の電気方式（交流３相３線式）と同一としていただきます。

61 運転可能周波数・並列時許容周波数

⑴ 運転可能周波数

発電設備等の連続運転可能周波数および運転可能周波数は，次のとおりとしていただきます。

イ 連続運転可能周波数

58.2ヘルツを超え61.2ヘルツ以下

ロ 運転可能周波数

57.0ヘルツ以上61.8ヘルツ以下

なお，周波数低下時の運転継続時間は，58.2ヘルツでは10分程度以上，57.6ヘルツでは１分程度以上としていただきます。

また，周波数低下リレーの整定値は，原則として，検出レベルを57.0ヘルツとし，検出時限を自動再閉路時間と協調が取れる範囲の最大値としていただきます。ただし，協調が取れる範囲の最大値は，２秒以上といたします。

⑵ 並列時許容周波数

系統周波数を適正値に維持する必要があるため，並列時の周波数は並列時許容周波数以内としていただきます。

なお，並列時許容周波数は，標準周波数＋0.1ヘルツ以下（設定可能範囲は，標準周波数＋0.1ヘルツから＋1.0ヘルツまでといたします。）といたします。ただし，離島等，系統固有の事由等により個別に協議させていただく場合があります。

62 力　　率

発電者の受電地点における力率は，連系する系統の電圧を適切に維持できるように定めるものとし，必要な場合は当社からの求めに応じて，力率を変更できるものとしていただきます。

なお，発電設備等の安定に運転できる範囲は，原則として発電設備等側からみて遅れ力率90パーセントから進み力率95パーセントとしていただきます。

また，逆潮流がない場合は，原則として受電地点における力率を系統側からみて遅れ力率85パーセント以上とするとともに，系統側からみて進み力率にならないようにしていただきます。

63 高　調　波

逆変換装置（二次励磁発電機の系統側変換装置を含みます。）を用いた発電設備等を設置する場合は，逆変換装置本体（フィルターを含みます。）の高調波流出電流を総合電流歪率５パーセント，各次電流歪率３パーセント以下としていただきます。

また，その他の高調波発生機器を用いた電気設備を設置する場合には，90（高調波）に準じた対策を実施していただきます。

64 需給バランス制約による発電設備等の出力の抑制

⑴ 逆潮流のある発電設備等のうち，太陽光発電設備，風力発電設備および蓄電池の場合

当社の求めに応じて，当社からの遠隔制御により０パーセントから100パーセントの範囲（１パーセント刻みといたします。）で出力（自家消費分を除くこともできるものといたします。）の抑制ができる機能を有する逆変換装置またはその他必要な設備を設置する等の対策を実施していただきます。ただし，ウィンドファームとしての運用がない風力発電設備またはウィンドファームコントローラがない風力発電設備については，技術的制約を踏まえ個別に協議させていただきます。

⑵　逆潮流のある発電設備等のうち，火力発電設備およびバイオマス発電設備（ただし，再生可能エネルギー特別措置法施行規則に定める地域資源バイオマス電源であって，燃料貯蔵または技術に由来する制約等により出力の抑制が困難なものを除きます。）の場合

発電出力を技術的に合理的な範囲で最大限抑制し，その最低出力を発電端の定格出力に対して，火力発電設備（混焼バイオマス発電設備を含みます。）については多くとも30パーセント以下，バイオマス発電設備（混焼バイオマス発電設備を除きます。）については多くとも50パーセント以下に抑制するために必要な機能を具備していただきます。ただし，停止による対応も可能といたします。

⑶　⑴および⑵の場合，自家消費を主な目的とした発電設備等については，個別の事情を踏まえ対策内容を協議させていただきます。また，実証設備の実証期間中の扱いについては，技術的制約を踏まえ個別に協議させていただき，実証期間終了後は，再協議させていただきます。

65　送電容量制約による発電設備等の出力の抑制

逆潮流のある発電設備等には，当社の求めに応じて，当社からの遠隔制御により，送電容量制約による出力の抑制ができる機能を有する装置，その他必要な装置を設置する等の対策を実施していただきます。

66　不要解列の防止

⑴　保　護　協　調

発電設備等の故障または系統の事故時に，事故の除去，事故範囲の局限化，系統運用の安定・公衆保安の確保等を行なうために，次の考え方にもとづき保護協調を図っていただきます。

なお，構内設備の故障に対しては，これにともなう影響を連系する系統へ波及させないため，構内設備を当該系統からしゃ断していただきます。

イ　発電設備等の異常および故障に対しては，この影響を連系する系統へ波及させないために，発電設備等を当該系統から解列すること。

ロ　連系する系統に事故が発生した場合は，原則として当該系統から発電設備等を解列すること。ただし，再閉路方式によっては，解列が不要な場合もあります。

ハ　上位系統事故，連系する系統の事故等により当該系統の電源が喪失した場合であって，単独運転が認められないときには，発電設備等が解列し単独運転が生じないこと。

ニ　連系する系統における事故後再閉路時に，原則として発電設備等が当該系統から解列されていること。

ホ　連系する系統以外の事故時には，原則として発電設備等は解列しないこと。

ヘ　連系する系統から発電設備等が解列する場合には，逆電力リレー，不足電力リレー等による解列を，自動再閉路時間より短い時限かつ過渡的な電力変動による当該発電設備等の不要なしゃ断を回避できる時限で行なうこと。

⑵　事故時運転継続

系統事故による広範囲の瞬時電圧低下，周波数変動等により，発電設備等の一斉解列，出力低下継続等が発生し，系統全体の電圧・周波数維

持に大きな影響を与えることを防止するため，発電設備等の種別ごとに定められるＦＲＴ要件を満たしていただきます。

なお，満たすべきＦＲＴ要件は次のとおりといたします。

発電設備等		電圧低下			周波数変動（運転継続）
		三相短絡を想定		二相短絡を想定	
		残電圧20パーセント以上（運転継続）	残電圧20パーセント未満（運転継続またはｹﾞｰﾄﾌﾞﾛｯｸによる出力停止）	残電圧52パーセント以上・位相変化41度以下（運転継続）	60ﾍﾙﾂ系統
単相	太陽光	低圧単相に準ずる	低圧単相に準ずる	低圧単相に準ずる	低圧単相に準ずる
	風力				
	蓄電池				
	燃料電池				
	ガスエンジン				
三相	太陽光	高圧三相に準ずる	高圧三相に準ずる	高圧三相に準ずる	高圧三相に準ずる
	風力				
	蓄電池				
	燃料電池				
	ガスエンジン				

⑶　電圧・周波数変動による不要解列の防止

作業停止，需要増加等にともない，電圧・周波数変動が継続する状況においても，発電設備等の不要解列による系統電圧・周波数維持への影響を防止するため，以下の端子電圧および周波数変動範囲においては，発電設備等を連続運転し，発電設備等の保護装置等による解列を行なわないものとしていただきます。

なお，これを超える端子電圧および周波数変動においても，設備に支障がない範囲で運転を継続していただきます。

また，電圧・周波数変動に鋭敏な負荷設備または構内設備（発電用所内電源を除きます。）への電源供給維持のため，自立運転に移行する必要がある自家用発電設備等については，対策内容を協議させていただきます。

同期発電機・誘導発電機

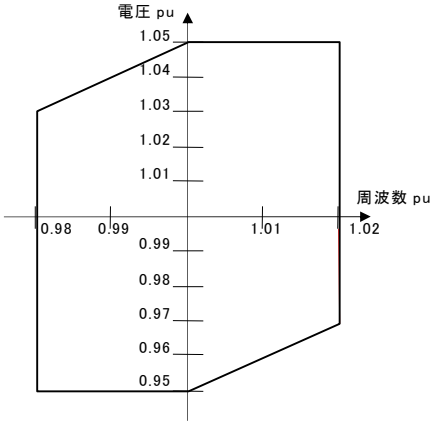

逆変換装置

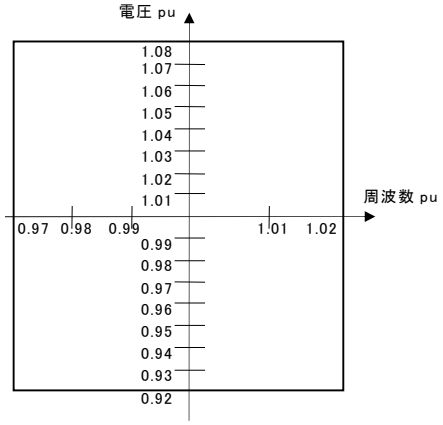

ただし，周波数変動範囲に対しては，61（運転可能周波数・並列時許容周波数）⑴に定める運転可能周波数に準じた対策を実施していただきます。

67　保護装置の設置

⑴　発電設備等故障対策

発電設備等故障時の系統保護のため過電圧リレーおよび不足電圧リレーを設置していただきます。ただし，発電設備等自体の保護装置により検出・保護できる場合は省略することができます。

⑵　系統側事故対策

イ　短　絡　保　護

系統の短絡事故時の保護のため，原則として，連系する系統と同じ方式の保護リレーを設置していただきます。ただし，系統と同じ方式の保護リレーを設置する必要がない場合には，次のとおりとしていただきます。

⑺　同期発電機を用いる場合

連系する系統の短絡事故を検出し，発電設備を解列することのできる短絡方向リレーを設置していただきます。

なお，当該リレーが有効に機能しない場合は，短絡方向距離リ

レーまたは電流差動リレーを設置していただきます。

(ﾛ) 誘導発電機，二次励磁発電機または逆変換装置を用いる場合

連系する系統の短絡事故時に，発電電圧の異常低下を検出し解列することのできる不足電圧リレーを設置していただきます。

なお，この不足電圧リレーは発電設備等事故対策用の不足電圧リレーと兼用することができることといたします。

ロ　地　絡　保　護

系統の地絡事故時の保護のため，原則として，連系する系統と同じ方式の保護リレーを設置していただきます。ただし，系統と同じ方式の保護リレーを設置する必要がない場合には，次のとおりとしていただきます。

(ｲ) 中性点直接接地方式の系統に連系する場合は，電流差動リレーを設置していただきます。

(ﾛ) 中性点直接接地方式以外の系統に連系する場合は，地絡過電圧リレーを設置していただきます。

なお，当該リレーが有効に機能しない場合は，地絡方向リレーまたは電流差動リレーを設置していただきます。

ただし，次のいずれかを満たす場合は，地絡過電圧リレーを省略することができます。

a　発電機引出口にある地絡過電圧リレーにより連系する系統の地絡事故を検出できる場合

b　発電設備等の出力が構内の負荷より小さく周波数低下リレーにより高速に単独運転を検出し解列することができる場合

c　逆電力リレー，不足電力リレーまたは受動的方式の単独運転防止機能を有する装置により高速に単独運転を検出し解列することができる場合

なお，連系当初は地絡過電圧リレーを省略可能な場合であって

も，その後構内の負荷状況の変更，電力系統の変更等によって，地絡過電圧リレーの省略要件を満たさなくなったときには，発電者，発電設備等を系統連系する需要者または契約者の責任において，地絡過電圧リレーを設置していただきます。

ハ　保護装置の系列数

当社の標準的な方式に合わせた保護装置の多重化等を図っていただく場合があります。

(ｲ)　保護装置の二系列化

(ﾛ)　後備保護との組合せ

(3)　単独運転防止対策

イ　逆潮流がある場合

適正な電圧・周波数を逸脱した単独運転を防止するため，周波数上昇リレーおよび周波数低下リレーまたは転送しゃ断装置を設置していただきます。この場合，周波数上昇リレーおよび周波数低下リレーは，単独運転状態になった場合に系統電圧が定格電圧の40パーセント程度まで低下したとしても周波数を検出可能なものとしていただきます。ただし，上記特性を有しないときは，単独運転状態になった場合に系統等に影響を与えるまでに低下した系統電圧を検出可能な不足電圧リレーと組み合わせて補完しながら使用していただきます。

なお，必要により周波数上昇リレーおよび周波数低下リレーに加えて転送しゃ断装置を設置していただく場合があります。

また，単独系統を復旧（本系統へ再並列）するにあたり，系統電源と当該発電設備等の周波数，電圧および位相差が合致しない場合には，当社からの指令を受け，当該発電設備等を速やかに単独系統から解列していただきます。

ロ　逆潮流がない場合

単独運転防止のため，周波数上昇リレーおよび周波数低下リレーを

設置していただきます。ただし，発電設備等の出力容量が系統の負荷と均衡する場合であって，周波数上昇リレーまたは周波数低下リレーにより検出・保護できないおそれがあるときは，逆電力リレーを設置していただきます。

⑷　事故波及防止対策

系統事故等による発電設備等の脱調，周波数異常，設備過負荷，電圧異常等を防止するため，必要により次の事故波及防止リレーを設置していただく場合があります。

イ　系統安定化装置

ロ　脱調分離リレー

ハ　周波数リレー

ニ　過負荷保護リレー

ホ　不足電圧リレー

ヘ　転送しゃ断装置

⑸　構内設備事故対策

構内設備事故対策として，発電者，需要者または契約者の需要場所または事業場所における構内設備の短絡事故時または地絡事故時に自動的に事故を除去するための保護装置を設置していただきます。

⑹　事故除去時間

中性点直接接地系統においては，同期安定度確保，瞬時電圧低下の影響および電磁誘導障害対策面で高速な事故除去が求められるため，連系点および同一電圧階級設備の遮断器ならびに保護リレーの動作時間を次のとおりとしていただきます。

イ　遮　　断　　器

２サイクル以内

ロ　保護リレー（短絡・地絡事故除去用）

２サイクル以内

なお，上記を基本として，中性点直接接地系統以外を含めて，系統固有の事由等により個別に協議させていただく場合があります。

68 再 閉 路 方 式

自動再閉路を実施している送電線へ連系する場合で，自動再閉路方式を採用するときは，連系送電線の再閉路方式と協調を図っていただき，必要な設備を設置していただきます。

69 保護装置の設置場所

保護装置は，受電地点または故障の検出が可能な場所に設置していただきます。

70 解 列 箇 所

保護装置が動作した場合の解列箇所は，原則として，系統から発電設備等を解列することができる次のいずれかの箇所としていただきます。

なお，当社から解列箇所を指定させていただく場合があります。

⑴ 受電用しゃ断器

⑵ 発電設備等出力端しゃ断器

⑶ 発電設備等連絡用しゃ断器

⑷ 母線連絡用しゃ断器

また，解列にあたっては，発電設備等を電路から機械的に切り離すことができ，かつ，電気的にも完全な絶縁状態を保持しなければならないため，原則として，半導体のみで構成された電子スイッチをしゃ断装置として適用することはできません。

ただし，母線保護リレー装置が動作した場合には，同一母線に接続された送電線および連系用変圧器等をすべてしゃ断していただきます。

71　保護リレーの設置相数

保護リレーの設置相数は次のとおりとしていただきます。

⑴　地絡過電圧リレー，地絡方向リレー，地絡検出用電流差動リレーおよび地絡検出用回線選択リレーは零相回路に設置すること。

⑵　過電圧リレー，周波数低下リレー，周波数上昇リレーおよび逆電力リレーは１相設置とすること。

⑶　不足電力リレーは２相設置とすること。

⑷　短絡方向リレー，不足電圧リレー，短絡検出・地絡検出兼用電流差動リレー，短絡検出用電流差動リレー，短絡方向距離リレー，短絡検出用回線選択リレーおよび地絡方向距離リレーは３相設置とすること。

72　自動負荷制限・発電抑制

⑴　自動負荷制限・発電抑制

イ　発電設備等の脱落時等に主として連系する送電線，変圧器等が過負荷になるおそれがある場合は，自動的に負荷を制限する対策を行なっていただきます。

また，系統事故等により他の送電線，変圧器等が過負荷になるおそれがある場合，または系統の安定度，周波数等が維持できないおそれがある場合には，自動で発電抑制もしくは発電しゃ断，または発電増出力（揚水しゃ断および蓄電池の充電停止を含みます。）を行なっていただくことがあります。この場合，発電場所に必要な装置を設置していただきます。

ロ　出力変動緩和対策として設置していただく蓄電池は，充電を停止することにより，出力変動緩和の機能を喪失することになるため，イは適用いたしません。

⑵　Ｎ　－　１　電　制

あらかじめ当社が指定した送配電線１回線，変圧器１台その他の電力設

備の単一故障の発生時に保護装置により行なわれる速やかな発電抑制または発電遮断（以下「Ｎ－１電制」といいます。）を実施することで，運用容量を拡大することが効率的な設備形成に資すると当社が判断した場合，Ｎ－１電制を実施するために発電設備等に施設する制御装置等（以下「Ｎ－１電制装置」といいます。）を施設することが適当であると判断した発電設備等を指定して，当該発電設備等を維持および運用する発電者または新規に送電系統への連系を行なう発電者に対して，Ｎ－１電制装置の施設を求めることがあります。この場合，発電者は，正当な理由がない限り，発電場所へのＮ－１電制装置の施設その他Ｎ－１電制の実施に必要な対応をしていただきます。

73　線路無電圧確認装置の設置

発電設備等を連系する変電所の引出口に線路無電圧確認装置が設置されていない場合には，再閉路時の事故防止のために，発電設備等を連系する変電所の引出口に線路無電圧確認装置を設置いたします。

なお，22,000ボルトの系統に連系する場合は，必要に応じて設置いたします。

ただし，逆潮流がない場合であって，電力系統との連系に係る保護リレー，計器用変流器，計器用変圧器，しゃ断器および制御用電源配線が，相互予備となるように２系列化されているときは，線路無電圧確認装置を省略できるものといたします。この場合，次のいずれかにより簡素化することができます。

⑴　２系列の保護リレーのうちの１系列は，不足電力リレーのみとすることができます。

⑵　計器用変流器は，不足電力リレーを計器用変流器の末端に配置する場合，１系列目と２系列目を兼用できます。

⑶　計器用変圧器は，不足電圧リレーを計器用変圧器の末端に配置する場

合，１系列目と２系列目を兼用できます。

74　発電機運転制御装置の付加

⑴　系統安定化，潮流制御のための機能

系統安定化，潮流制御等の理由により運転制御が必要な場合には，以下の機能を具備した運転制御装置を設置していただきます。

なお，設置については個別に協議させていただきます。

イ　PSS（Power System Stabilizer）

ロ　超速応励磁自動電圧調整機能

⑵　周波数調整のための機能

火力発電設備，混焼バイオマス発電設備（地域資源バイオマス発電設備を除きます。）および揚水発電設備（発電方向）については，以下の周波数調整機能を具備していただきます。

なお，その他の発電設備等については，個別に協議させていただきます。

イ　火力発電設備および混焼バイオマス発電設備（地域資源バイオマス発電設備を除きます。）

⑷　ガバナフリー運転

タービンの調速機（以下「ガバナ」といいます。）を系統周波数の変動に応じて発電機出力を変化させるように運転（ガバナフリー運転）する機能を具備すること。

⑸　LFC（Load Frequency Control：負荷周波数制御）機能

当社からのLFC信号に追従し，発電機出力を変動させる機能を具備すること。

⑹　周波数変動補償機能

標準周波数±0.2ヘルツを超えた場合，系統の周波数変動により，ガバナで調整した出力を発電所の自動出力制御装置が，出力指令値

に引き戻すことがないように，ガバナによる出力変動相当を出力指令値に加算する機能を具備すること。

㈡ EDC（Economic load Dispatching Control：経済負荷配分制御）機能

当社からの出力指令値に発電機出力を自動追従制御する機能を具備すること。

㈱ 出力低下防止機能

火力発電設備およびコージェネレーション（ガスタービン・ガスエンジンを採用した60,000キロワット未満のコージェネレーションを除きます。）は，周波数58.8ヘルツまでの場合は，発電機出力を低下しない，周波数58.8ヘルツを下回る場合は，1.2ヘルツ低下するごとに５パーセント以内の出力低下に抑える，または一度出力低下しても回復する機能もしくは装置を具備すること。

なお，周波数変動に鋭敏な負荷設備または構内設備（発電用所内電源を除きます。）への電源供給維持のため，自立運転に移行する必要がある自家用発電設備等については，対策内容を協議させていただきます。

また，具体的な発電設備の性能は，次のとおりといたします。ただし，系統の電源構成の状況等，必要に応じて別途協議を行なうことがあります。

	発電機定格出力	100,000キロワット以上	
		ガスタービン発電設備（GT）およびガスタービンコンバインドサイクル発電設備（GTCC）	その他の火力発電設備および混焼バイオマス発電設備※6
機能・仕様等	GF調定率	５パーセント以下	５パーセント以下
	GF幅※1	５パーセント以上（定格出力基準）	３パーセント以上（定格出力基準）
	GF制御応答性	２秒以内に出力変化開始，10秒以内にGF幅の出力変化完了※7 GF制御応答性	
	LFC幅	±５パーセント以上（定格出力基準）	±５パーセント以上（定格出力基準）
	LFC変化速度※2	５パーセント/分以上（定格出力基準）	１パーセント/分以上（定格出力基準）
	LFC制御応答性	20秒以内に出力変化開始※7	60秒以内に出力変化開始※7
	EDC変化速度※2	５パーセント/分以上（定格出力基準）	１パーセント/分以上（定格出力基準）
	EDC制御応答性	20秒以内に出力変化開始※7	60秒以内に出力変化開始※7
	EDC+LFC変化速度	10パーセント/分以上（定格出力基準）	１パーセント/分以上（定格出力基準）
	最低出力※3※4（定格出力基準）	30パーセント以下※8 DSS 機能具備※5	30パーセント以下※8

※１　GTおよびGTCCについては負荷制限設定値までの上げ余裕値が定格出力５パーセント以上，その他の発電機については定格出力の３パーセント以上を確保。定格出力付近等の要件を満たせない出力帯について別途協議。

※２　定格出力付近のオーバーシュート防止または低出力帯での安定運転により要件を満たせない場合には別途協議。

※３　気化ガス（BOG）処理等により最低出力を満たせない場合には別途協議。

※４　EDC/LFC指令で制御可能な最低出力。ただし，停止により対応をする発電設備の場合は，この限りではありません。

※５　日間起動停止運転（DSS）は，発電機解列から並列まで８時間以内で可能なこと。

※６　地域資源バイオマス発電設備を除きます。

※７　記載の秒数は目安値とし，可能な限り早期に出力変化開始し，出力変化完了すること。

※８　64（需給バランス制約による発電設備等の出力の抑制）によります。

また，周波数調整機能に必要な受信信号（EDC・LFC指令値，LFC増/減指令，運転可能出力帯〔バンド〕指令）を受信する機能および必要な送信信号（現在出力，可能最大発電出力〔GTおよびGTCCのみ〕，

EDC・LFC使用/除外，周波数調整機能故障，運転可能出力帯〔バンド〕状態）を送信する機能を具備していただきます。

ロ　揚水発電設備（発電方向）

㈠　ガバナフリー運転

水車の調速機（ガバナ）を系統周波数の変動に応じて発電機出力を変化させるように運転（ガバナフリー運転）する機能を具備すること。

㈡　LFC（Load Frequency Control：負荷周波数制御）機能

当社からのLFC信号に追従し，発電機出力を変動させる機能を具備すること。

㈢　周波数変動補償機能

標準周波数から当社が指定する閾値を超えた場合，系統の周波数変動により，ガバナで調整した出力を発電所の自動出力制御装置が，出力指令値に引き戻すことがないように，ガバナによる出力変動相当を出力指令値に加算する機能を具備すること。ただし，同等の機能を有する場合は省略することができます。

㈣　EDC（Economic load Dispatching Control：経済負荷配分制御）機能

当社からの出力指令値に発電機出力を自動追従制御する機能を具備すること。

なお，具体的な発電設備の性能は，次のとおりといたします。ただし，系統の電源構成の状況等，必要に応じて別途協議を行なうことがあります。

	発電機定格出力	10,000キロワット以上
機能・仕様等	GF調定率	５パーセント以下
	GF幅	最低～定格出力
	GF制御応答性	２秒以内に出力変化開始，10秒以内に変化量を完了（定格出力の５パーセント到達にて出力変化の完了とする）※1，※2
	LFC幅	最低～定格出力※1
	LFC変化速度	10パーセント/分以上（定格出力基準）
	LFC制御応答性	10秒以内に出力変化開始※2，※3
	EDC変化速度	10パーセント/分以上（定格出力基準）
	EDC制御応答性	10秒以内に出力変化開始※2，※3
	EDC+LFC変化速度	10パーセント/分以上（定格出力基準）

※１　水路系の影響により制約が発生する場合は別途協議。

※２　記載の秒数は目安値とし，可能な限り早期に出力変化開始し，出力変化完了すること。

※３　慣性モーメントが大きい発電機は個別協議。

また，周波数調整機能に必要な受信信号（EDC・LFC指令値，EDC・LFC運転指令）を受信する機能および必要な送信信号（現在出力，EDC・LFC使用/除外，周波数調整機能故障）を送信する機能を具備していただきます。

⑶　早期再並列のための機能

定格出力の合計が400,000キロワット以上の火力（GTCC）発電設備については，送電系統の停電解消後，早期に再並列するために必要な装置を設置，または機能を具備していただきます。

⑷　電圧調整のための機能

イ　220,000ボルト以上の系統に連系する発電設備等は，当社が指定する電圧，無効電力または力率に応じて運転可能な機能を具備し，有効電力に応じて出力可能な範囲で無効電力を調整できるようにしていただきます。

ロ　受電電圧が110,000ボルト以下の発電者の発電機でも，必要により，

イと同じ機能を具備していただくことがあります。

75　中性点接地装置の付加および電磁誘導障害防止対策の実施

中性点の接地が必要な場合は，昇圧変圧器の中性点に接地装置を設置していただきます。

また，中性点接地装置の設置により，当社の系統において電磁誘導障害防止対策および地中ケーブルの防護対策の強化等が必要となった場合には，適切な対策を講じていただきます。

⑴　110,000ボルト以下の系統に連系する場合は，必要に応じて昇圧用変圧器の中性点に中性点接地装置（抵抗接地方式）を設置すること。

⑵　220,000ボルト以上の系統に連系する場合は，昇圧用変圧器の中性点を直接接地すること。

76　直流流出防止変圧器の設置

逆変換装置を用いて発電設備等を連系する場合は，逆変換装置から直流が系統へ流出することを防止するために，受電地点と逆変換装置との間に変圧器（単巻変圧器を除きます。）を設置していただきます。この場合，設置する変圧器は，直流流出防止専用である必要はありません。

なお，次のすべての条件に適合する場合は，変圧器の設置を省略することができます。

⑴　逆変換装置の交流出力側で直流を検出し，交流出力を停止する機能を有すること。

⑵　逆変換装置の直流回路が非接地であること，または逆変換装置に高周波変圧器を用いていること。

77　電　圧　変　動

⑴　常時電圧変動対策

発電設備等の連系による電圧変動は，常時電圧の概ね±１パーセントから２パーセント以内を適正値とし，この範囲を逸脱しないよう，自動電圧調整装置（ＡＶＲ）の設置等により，自動的に電圧を調整していただきます。

なお，22,000ボルトの系統と連系する場合の電圧の適正値は，その系統に連系されている低圧の需要において101±６ボルトまたは202±20ボルトといたします。

⑵　瞬時電圧変動対策

発電設備等の並解列時において，瞬時的に発生する電圧変動に対しても，常時電圧の±２パーセントを目安に適正な範囲内に瞬時電圧変動を抑制していただきます。

イ　同期発電機を用いる場合は，制動巻線付きのもの（制動巻線を有しているものと同等以上の乱調防止効果を有する制動巻線付きでない同期発電機を含みます。）とするとともに自動同期検定装置を設置すること。

ロ　二次励磁制御巻線型誘導発電機を用いる場合には，自動同期検定機能を有するものを用いること。

ハ　誘導発電機を用いる場合で，並列時の瞬時電圧低下により系統の電圧が常時電圧から±２パーセント程度を超えて逸脱するおそれがあるときは，限流リアクトル等を設置すること。

なお，これにより対応できない場合には，同期発電機を用いる等の対策をしていただきます。

ニ　自励式の逆変換装置を用いる場合は，自動的に同期が取れる機能を有するものを用いること。

ホ　他励式の逆変換装置を用いる場合で，並列時の瞬時電圧低下により系統の電圧が適正値（常時電圧の２パーセントを目安といたします。）を逸脱するおそれがあるときは，限流リアクトル等を設置する

こと。

なお，これにより対応できない場合には，自励式の逆変換装置を用いていただきます。

ヘ　発電設備等の出力変動または頻繁な並解列による電圧変動により他者に電圧フリッカ等の影響を及ぼすおそれがあるときまたは適正値を逸脱するおそれがあるときには，次に示す電圧変動の抑制または並解列の頻度を低減する対策を行なうこと。

なお，電圧フリッカ対策要否の判定基準例は，受電点における電圧フリッカレベル（ΔＶ10）を0.45ボルト以下（当該設備のみの場合は，0.23ボルト以下）に維持することといたします。

⑷　風力発電設備等の頻繁な並解列により電圧フリッカが適正値を逸脱するおそれがあるときには，ＳＶＣの設置，サイリスタ等によるソフトスタート機能を有する装置を用いること。

⑸　風力発電設備等の出力変動により電圧フリッカが適正値を逸脱するおそれがあるときには，ＳＶＣ等を設置すること。

⑶　そ　　の　　他

連系用変圧器加圧時の励磁突入電流発生にともなう瞬時電圧低下により，系統の電圧が常時電圧から10パーセントを超えて逸脱するおそれがある場合は，その抑制対策を実施していただきます。

78　出 力 変 動 対 策

再生可能エネルギー発電設備を連系する場合であって，出力変動により他者に影響を及ぼすおそれがあるときは，出力変化率制限機能の具備等の対策を行なっていただきます。

⑴　太陽光発電設備の場合

発電に必要な自然エネルギーが得られる状況において，系統周波数が上昇または低下し適正値を逸脱するおそれがある場合は，発電設備の出

力を調定率に応じて，自動的に出力変化すること。

⑵ 風力発電設備の場合

イ 発電に必要な自然エネルギーが得られる状況において，連系点での５分間の最大変動幅が発電所設備容量の10パーセント以下となるよう対策を行なうこと。

なお，ウィンドファームコントローラを有しない小規模な発電場所については，対策を別途協議することといたします。

ロ 高風速時にカットアウトが予想される場合は，即座に停止しないよう，ストーム制御機能を具備する等の対策を行なうこと。

また，カットインが予想される場合は，徐々に出力を上昇するよう対策を行なうこと。

ハ 発電に必要な自然エネルギーが得られる状況において，系統周波数が上昇または低下し適正値を逸脱するおそれがある場合は，発電設備の出力を調定率に応じて自動的に出力変化すること。

なお，具体的な発電設備の性能は，次の範囲で当社から指定する値といたします。ただし，系統の電源構成の状況等，必要に応じて別途協議させていただきます。

機能・仕様等	定格出力合計	10,000キロワット以上
		太陽光発電設備または風力発電設備
	調定率	２～５パーセント
	制御応答性	２秒以内に出力変化開始，10秒以内に変化量を完了 （出力変化量の50パーセント到達にて出力変化の完了とする）
	不感帯	±0.2ヘルツ以下
	リザーブ量 （出力変化幅）※	０～10パーセント（定格出力基準）

※ リザーブ量は系統周波数低下時の出力増加対応として，発電出力の抑制時に使用可能なこと。

79　短絡・地絡電流対策

発電設備等の連系により系統の短絡・地絡電流が他者のしゃ断器の遮断容量等を上回るおそれがある場合は，短絡・地絡電流を制限する装置（限流リアクトル等）を設置していただきます。

80　発電機定数・諸元

⑴　連系系統，電圧階級によっては，発電機の安定運転対策，短絡・地絡電流抑制対策，慣性低下対策等の面から，発電機定数を当社から指定させていただく場合があります。

⑵　当社の求めに応じて，次の諸元を提出していただきます。

電源種	設備	諸元
共通	発電プラント	定格容量，定格出力，台数，定格電圧
		最低出力
		所内負荷（定格，最低）
		力率（定格，運転可能範囲）
		運転可能周波数の範囲，運転継続時間
		単線結線図，系統並解列箇所
		発電プラントモデル（原動機の種類，発電機の種類）
		電気所監視制御方式
	構内設備	自家消費電力の最大値，最小値
		総合負荷力率
		電動機容量（高圧・低圧）
		電灯容量
		高調波発生機器，高調波対策資料
		電圧フリッカの発生源，対策設備資料

電源種	設備	諸元
共通	受電用変圧器，連系用変圧器	定格（定格容量，定格電圧）
		インピーダンス（タップ電圧ごと，変圧器定格容量ベース）
		励磁特性曲線
		制御方式，整定値
	調相設備	定格容量，台数
		制御方式，整定値
	アクセス線・構内線路	インピーダンス，アドミタンス
	遮断器	定格（遮断電流，遮断時間）
		自動同期検定装置の有無
	保護装置	設置要素
		仕様
		設置場所
		設置相数
		解列箇所
		整定範囲
		整定値
		ＣＴ比，ＶＴ比
		シーケンスブロック
		送電線再閉路方式
	記録	電気現象記録装置
誘導機	発電プラント	拘束リアクタンス
		限流リアクトル容量
		限時リアクトルインピーダンス
		慣性定数
		定格すべり
		等価回路定数

電源種	設備	諸元
同期機	発電プラント	各種内部リアクタンス（飽和値，不飽和値）
		各種短絡時定数・開路時定数
		慣性定数（発電機＋タービン）
		制動巻線の有無
		飽和特性
		可能出力曲線
		発電機軸モデル
		発電機プラントモデル，モデル構築に必要なプラント，制御系の各種定数（ボイラ，タービン，水車等）
		並解列所要時間（平常時，事故時）
	制御装置	ガバナ系ブロック（調定率，ＧＦ幅，ＣＶ，ＩＣＶモデルを含む）
		ＬＦＣ・発電機出力制御ブロック
		ＥＤＣ変化速度（出力ごと）
		ＬＦＣ幅・変化速度（出力ごと）
		出力キープタイム（出力ごと，上げ下げ）
		励磁装置の形式（直流・交流・サイリスタ・他） 応答速度（超速応励磁か否か）
		励磁系ブロック（ＡＶＲ，ＰＳＳ，ＰＳＶＲ）
		ＦＲＴ要件の適用有無
		過励磁保護59Ｖ／Ｆブロック
		ＯＥＬ，ＵＥＬブロック
水力	発電プラント制御装置	揚水待機・開始所要時間
		上ダム・下ダム運用可能水位
		電水比（キロワット/{立方メートル/秒}）

電源種	設備	諸元
逆変換装置	発電プラント制御装置	メーカ，型式
		単独運転検出方式，整定値
		逆変換装置の容量
		通電電流制限値
		系統事故時の力率制御時間
		三相事故時の事故電流（大きさ，供給時間）
		一，二相事故時の事故電流（大きさ，供給時間）
		ＦＲＴ要件の適用有無
		無効電力制御方式，整定値
		慣性力供給能力
太陽光	発電プラント制御装置	発電機・制御モデル，モデルの各種定数
風力	発電プラント制御装置	周波数調定率設定可能範囲，不感帯設定可能範囲
		発電機の出力特性
		出力変動対策の方法
		蓄電池，ウィンドファームコントローラの有無
		発電機・制御モデル，モデルの各種定数
蓄電池	発電プラント	蓄電容量
二次励磁機	発電プラント	拘束リアクタンス

なお，必要に応じて，記載されていない諸元等，最新の諸元等を提供していただくことがあります。

81 昇圧用変圧器

連系系統および電圧階級によっては，短絡・地絡電流抑制対策，安定度維持対策，送電線保護リレー協調等の面から，昇圧用変圧器のインピーダンス等を当社から指定させていただく場合があります。

また，無電圧タップ切替器の仕様（タップ数，電圧値，調整幅等）等を指定させていただく場合があります。

82 連 絡 体 制

⑴ 発電者，発電設備等を系統連系する需要者または契約者の構内事故および系統側の事故等により，連系用しゃ断器が動作した場合等（サイバー攻撃により設備異常が発生し，または発生するおそれがある場合を含みます。）には，当社と発電者，発電設備等を系統連系する需要者または契約者との間で迅速かつ的確な情報連絡を行ない，速やかに必要な措置を講ずる必要があります。このため，当社と発電者，発電設備等を系統連系する需要者または契約者の技術員駐在箇所等との間には，保安通信用電話設備（専用保安通信用電話設備または電気通信事業者の専用回線電話）を設置していただきます。ただし，保安通信用電話設備は，22,000ボルト以下の特別高圧電線路と連系する場合には，次のうちのいずれかを用いることができます。

イ 専用保安通信用電話設備

ロ 電気通信事業者の専用回線電話

ハ 次の条件を全て満たす場合においては，一般加入電話または携帯電話

⑴ 発電者，発電設備等を系統連系する需要者または契約者側の交換機を介さず直接技術員との通話が可能な方式（交換機を介する代表番号方式ではなく，直接技術員駐在箇所へつながる単番方式といたします。）とし，発電設備等の保守監視場所に常時設置されていること。

⑵ 話中の場合に割り込みが可能な方式（キャッチホン等）であること。

⑶ 停電時においても通話可能なものであること。

㈡　災害時等において当社と連絡が取れない場合には，当社との連絡が取れるまでの間発電設備等の解列または運転を停止すること。

また，その旨が保安規程上明記されていること。

⑵　特別高圧電線路と連系する場合には，当社と発電者，発電設備等を系統連系する需要者または契約者との間に，系統運用上等必要な情報が相互に交換できるようスーパービジョンおよびテレメータを設置していただきます。この場合，収集する情報は，原則として次のとおりといたします。

情報種別	情報内容
スーパービジョン	発電機並列用しゃ断器の開閉状態※1
	連系用しゃ断器の開閉状態
	連系送電線用接地開閉器の開閉状態
	電圧・無効電力の制御モード※2

情報種別	情報内容
テレメータ	引込口（受電地点）の有効電力
	引込口（受電地点）の無効電力
	代表風車地点の風向・風速※3
	発電最大能力値※4（風力発電設備の場合）

※1　慣性把握のため，系統に慣性を供給できる同期発電機は，最小単位の発電設備１台ごとに設置していただきます。

※2　電圧無効電力制御を行なう場合は必要に応じて収集いたします。

※3　ナセルで計測する風向・風速

※4　運転可能な発電設備の定格出力（出力制約がある場合は可能な範囲でそれを考慮いたします。）の合計。ただし，困難な場合は運転可能な発電設備の台数といたします。

83　電気現象記録装置

発電機の挙動等を正確に把握するため，短い周期で時刻同期のとれた電圧，電流，電力等の計測値を連続的に記録し，当社へ伝送する電気現象記

録装置（自動オシロ装置，高調波監視記録装置等を含みます。）を設置していただくことがあります。

84　サイバーセキュリティ対策

事業用電気工作物（発電事業の用に供するものに限ります。）は，電気事業法に基づき，電力制御システムセキュリティガイドラインに準拠した対策を講じていただきます。ただし，自家用電気工作物（発電事業の用に供するものおよび小規模事業用電気工作物を除きます。）に係る遠隔監視システムおよび制御システムは，自家用電気工作物に係るサイバーセキュリティの確保に関するガイドラインに準拠した対策を講じていただきます。

なお，上記以外の発電設備等については，サイバー攻撃による発電設備等の異常動作を防止し，または発電設備等がサイバー攻撃を受けた場合に速やかな異常の除去，影響範囲の局限化等を行なうために次のとおり，適切なサイバーセキュリティ対策を講じていただきます。

⑴　外部ネットワークその他ネットワークを通じた発電設備等の制御に係るシステムへの影響を最小化するための対策を講じること。

⑵　発電設備等の制御に係るシステムには，マルウェアの侵入防止対策を講じること。

⑶　発電設備等に関し，セキュリティ管理責任者を設置すること。

Ⅳ－２　　需要設備の連系要件

85　電　気　方　式

需要設備の電気方式は，連系する系統の電気方式（交流３相３線式）と同一としていただきます。

86　力　　率

⑴　供給地点の力率は，原則として，85パーセント以上に保持していただきます。

なお，軽負荷時には進み力率とならないようにしていただきます。

⑵　当社は，技術上必要がある場合には，進相用コンデンサの開閉をお願いすることおよび接続する進相用コンデンサ容量を協議させていただくことがあります。

87　保護装置の設置

⑴　発電者，需要者または契約者の電気設備の故障および需要場所または事業場所に短絡または地絡事故が生じた場合に自動的に事故を除去するための保護装置を設置していただきます。

⑵　連系された系統に短絡または地絡事故が生じた場合に自動的に事故を除去するための保護装置を設置していただくことがあります。この場合，接続する系統と同一の保護装置を設置していただきます。

88　線路無電圧確認装置の設置

73（線路無電圧確認装置の設置）に準じます。

89 連　絡　体　制

⑴　当社との間には，保安通信用電話設備を設置していただきます。ただし，22,000ボルトの系統と連系する場合には，次のうちのいずれかを用いることができるものといたします。

イ　電力保安通信用電話設備

ロ　電気通信事業者の専用回線電話

ハ　次の条件をすべて満たす場合においては，一般加入電話または携帯電話

㈠　発電者，需要者または契約者側の交換機を介さず直接技術員との通話が可能な方式（交換機を介する代表番号方式ではなく，直接技術員所在箇所へつながる単番方式といたします。）とし，変電設備等の保守監視場所に常時設置されているものとすること。

㈡　話中の場合に割り込みが可能な方式（キャッチホン等）とすること。

㈢　停電時においても通話可能なものであること。

⑵　当社との間に，系統運用上等必要となる情報（開閉機器の開閉状態，有効および無効電力等）を収集できるよう給電情報伝送装置（スーパービジョン，テレメータ等）を必要に応じて設置することといたします。

90 高　　調　　波

高調波発生機器を用いた電気設備を使用することにより，系統に高調波電流を流出する場合は，その高調波電流を抑制するため，次の要件にしたがっていただきます。

⑴　対象となる発電者，需要者または契約者

イ　対象となる発電者，需要者または契約者は，次のいずれかに該当する発電者，需要者または契約者（以下「対象者」といいます。）といたします。

⑷　22,000ボルトの系統から受電する発電者，需要者または契約者であって，その施設する高調波発生機器の種類ごとの高調波発生率を考慮した容量（以下，この項において「等価容量」といいます。）の合計が300キロボルトアンペアを超える発電者，需要者または契約者

⑸　66,000ボルト以上の系統から受電する発電者，需要者または契約者であって，等価容量の合計が2,000キロボルトアンペアを超える発電者，需要者または契約者

ロ　イの等価容量を算出する場合に対象とする高調波発生機器は，300ボルト以下の商用電源系統に接続して使用する定格電流20アンペア／相以下の電気・電子機器以外の機器といたします。

ハ　対象者が，ロに該当する高調波発生機器を新設，増設または更新する場合等に適用いたします。

なお，ロに該当する高調波発生機器を新設，増設または更新する等によって対象者に該当することになる場合においても適用いたします。

⑵　高調波流出電流の算出

対象者から系統に流出する高調波流出電流の算出は次によるものといたします。

イ　高調波流出電流は，高調波発生機器ごとの定格運転状態において発生する高調波電流を合計し，これに高調波発生機器の最大の稼働率を乗じたものといたします。

ロ　高調波流出電流は，高調波の次数ごとに合計するものといたします。

ハ　対象とする高調波の次数は40次以下といたします。

ニ　対象者の構内に高調波流出電流を低減する設備がある場合は，その低減効果を考慮することができるものといたします。

⑶　高調波流出電流の上限値

対象者から系統に流出する高調波流出電流の許容される上限値は，高

調波の次数ごとに，次表に示す需要者の契約電力１キロワット当たりの高調波流出電流の上限値に当該対象者の契約電力（キロワット単位といたします。）を乗じた値といたします。

⑷　高調波流出電流の抑制対策の実施

対象者は，⑵の高調波流出電流が，⑶の高調波流出電流の上限値を超える場合には，高調波流出電流を高調波流出電流の上限値以下となるよう必要な対策を講じていただきます。

契約電力１キロワット当たりの高調波流出電流の上限値

（単位：ミリアンペア／キロワット）

受電電圧	5次	7次	11次	13次	17次	19次	23次	23次超過
22,000ボルト	1.8	1.3	0.82	0.69	0.53	0.47	0.39	0.36
66,000ボルト	0.59	0.42	0.27	0.23	0.17	0.16	0.13	0.12
110,000ボルト	0.35	0.25	0.16	0.13	0.10	0.09	0.07	0.07
220,000ボルト	0.17	0.12	0.08	0.06	0.05	0.04	0.03	0.03

91　フ　リ　ッ　カ

電気炉，溶接機等の特殊負荷等により，系統内の電圧に変動を与えるおそれのある場合は，負荷に応じた抑制装置を設置していただきます。

92　電　圧　変　動

受電用変圧器加圧時の励磁突入電流発生にともなう瞬時電圧低下により，系統の電圧が常時電圧から10パーセントを超えて逸脱するおそれがある場合は，その抑制対策を実施していただきます。

93　サイバーセキュリティ対策

自家用電気工作物（発電事業の用に供するものおよび小規模事業用電気工作物を除きます。）に係る遠隔監視システムおよび制御システムは，自家用電気工作物に係るサイバーセキュリティの確保に関するガイドラインに準拠した対策を講じていただきます。

電気事業法施行規則第 19 条第２項の規定に基づく添付書類

１　変更を必要とする理由

２　託送供給等約款の変更の内容および新旧対比表

３　工事費負担金説明書

１　変更を必要とする理由

変更を必要とする理由

このたび当社は，第52回総合資源エネルギー調査会省エネルギー・新エネルギー分科会／電力・ガス事業分科会再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会（2023年６月21日開催）において，混雑緩和希望者提起による系統増強プロセス（以下「混雑緩和プロセス」といいます。）における費用負担について，系統増強を希望した発電事業者の負担を基本としたうえで，混雑緩和プロセスによる系統増強が一般送配電事業者の計画している設備更新と同調できるなど，一般送配電事業者の受益と評価できる部分については，一般負担として控除する整理がなされたことおよび第69回広域系統整備委員会（2023年８月９日開催）において，混雑緩和プロセスに係る手続き，開始検討料やプロセス参加者に求める保証金について，従来の一括検討プロセスと同等に設定する整理がなされたことを踏まえ，当該内容を供給条件に反映するべく，託送供給等約款を変更することといたしました。

また，第72回総合資源エネルギー調査会電力・ガス事業分科会電力・ガス基本政策小委員会（2024年３月29日開催）において，2025年４月１日までに災害時の特別な措置を託送供給等約款等において規定する整理がなされたことを踏まえ，当該内容を供給条件に反映するべく，託送供給等約款を変更することといたしました。

つきましては，電気事業法第18条第１項の規定にもとづき，ここに託送供給等約款の変更を申請する次第であります。

２　託送供給等約款の変更の内容および新旧対比表

託送供給等約款の変更の内容

託送供給等約款の変更につきましては，混雑緩和プロセスにおける費用負担等について整理がなされたこと，災害時の特別な措置を託送供給等約款に規定する整理がなされたことを踏まえ，必要となる変更を行なうとともに，その他の今日的見直しをいたしました。

託 送 供 給 等 約 款　新 旧 対 比 表

現　行（2024年10月１日実施）	変　更　後（2025年４月１日実施予定）
託 送 供 給 等 約 款	**託 送 供 給 等 約 款**
2024年10月１日 実施	**~~2024~~2025年~~10~~４月１日 実施**
九 州 電 力 送 配 電 株 式 会 社	**九 州 電 力 送 配 電 株 式 会 社**

現　行（2024年10月１日実施）	変　更　後（2025年４月１日実施予定）

託　送　供　給　等　約　款
目　　次

Ⅰ　総　　則 …… Ⅰ－1
1　適　　用 …… Ⅰ－1
2　託送供給等約款の届出および変更 …… Ⅰ－2
3　定　　義 …… Ⅰ－2
4　代表契約者の選任 …… Ⅰ－9
5　託送供給等に関する取扱い …… Ⅰ－10
6　単位および端数処理 …… Ⅰ－10
7　実　施　細　目 …… Ⅰ－11

Ⅱ　契約の申込み …… Ⅱ－1
8　契　約　の　要　件 …… Ⅱ－1
9　検討および契約の申込み …… Ⅱ－6
10　契約の成立および契約期間 …… Ⅱ－17
11　託送供給等の開始 …… Ⅱ－19
12　供給準備その他必要な手続きのための協力 …… Ⅱ－19
13　電気方式，電圧および周波数 …… Ⅱ－19
14　発電場所および需要場所 …… Ⅱ－22
15　供給および契約の単位 …… Ⅱ－24
16　承　諾　の　限　界 …… Ⅱ－29
17　契　約　書　の　作　成 …… Ⅱ－30

Ⅲ　料　　金 …… Ⅲ－1
18　料　　金 …… Ⅲ－1
19　接続送電サービス …… Ⅲ－3
20　臨時接続送電サービス …… Ⅲ－38
21　予備送電サービス …… Ⅲ－51
22　系統連系受電サービス …… Ⅲ－53
23　発電量調整受電計画差対応電力 …… Ⅲ－58
24　接続対象計画差対応電力 …… Ⅲ－60
25　需要抑制量調整受電計画差対応電力 …… Ⅲ－61
26　給電指令時補給電力 …… Ⅲ－62

託　送　供　給　等　約　款
目　　次

Ⅰ　総　　則 …… Ⅰ－1
1　適　　用 …… Ⅰ－1
2　託送供給等約款の~~届出~~認可および変更 …… Ⅰ－2
3　定　　義 …… Ⅰ－2
4　代表契約者の選任 …… Ⅰ－9
5　託送供給等に関する取扱い …… Ⅰ－10
6　単位および端数処理 …… Ⅰ－10
7　実　施　細　目 …… Ⅰ－11

Ⅱ　契約の申込み …… Ⅱ－1
8　契　約　の　要　件 …… Ⅱ－1
9　検討および契約の申込み …… Ⅱ－6
10　契約の成立および契約期間 …… Ⅱ－17
11　託送供給等の開始 …… Ⅱ－19
12　供給準備その他必要な手続きのための協力 …… Ⅱ－19
13　電気方式，電圧および周波数 …… Ⅱ－19
14　発電場所および需要場所 …… Ⅱ－22
15　供給および契約の単位 …… Ⅱ－24
16　承　諾　の　限　界 …… Ⅱ－29
17　契　約　書　の　作　成 …… Ⅱ－30

Ⅲ　料　　金 …… Ⅲ－1
18　料　　金 …… Ⅲ－1
19　接続送電サービス …… Ⅲ－3
20　臨時接続送電サービス …… Ⅲ－38
21　予備送電サービス …… Ⅲ－51
22　系統連系受電サービス …… Ⅲ－53
23　発電量調整受電計画差対応電力 …… Ⅲ－58
24　接続対象計画差対応電力 …… Ⅲ－60
25　需要抑制量調整受電計画差対応電力 …… Ⅲ－61
26　給電指令時補給電力 …… Ⅲ－62

現　行（2024年10月１日実施）		変　更　後（2025年４月１日実施予定）	
Ⅳ　料金の算定および支払い	Ⅳ - 1	**Ⅳ　料金の算定および支払い**	Ⅳ - 1
27　料金の適用開始の時期	Ⅳ - 1	27　料金の適用開始の時期	Ⅳ - 1
28　検　針　日	Ⅳ - 1	28　検　針　日	Ⅳ - 1
29　料金の算定期間	Ⅳ - 3	29　料金の算定期間	Ⅳ - 3
30　計　量	Ⅳ - 4	30　計　量	Ⅳ - 4
31　電力および電力量の算定	Ⅳ - 7	31　電力および電力量の算定	Ⅳ - 7
32　損　失　率	Ⅳ - 29	32　損　失　率	Ⅳ - 29
33　料金の算定	Ⅳ - 29	33　料金の算定	Ⅳ - 29
34　支払義務の発生および支払期日	Ⅳ - 34	34　支払義務の発生および支払期日	Ⅳ - 34
35　料金その他の支払方法	Ⅳ - 37	35　料金その他の支払方法	Ⅳ - 37
36　保　証　金	Ⅳ - 41	36　保　証　金	Ⅳ - 41
37　連帯責任	Ⅳ - 44	37　連帯責任	Ⅳ - 44
Ⅴ　供　給	Ⅴ - 1	**Ⅴ　供　給**	Ⅴ - 1
38　託送供給等の実施	Ⅴ - 1	38　託送供給等の実施	Ⅴ - 1
39　給電指令の実施等	Ⅴ - 5	39　給電指令の実施等	Ⅴ - 5
40　適正契約の保持等	Ⅴ - 11	40　適正契約の保持等	Ⅴ - ~~11~~ 9
41　契約超過金	Ⅴ - 12	41　契約超過金	Ⅴ - ~~12~~ 9
42　力率の保持	Ⅴ - 16	42　力率の保持	Ⅴ - ~~16~~14
43　発電場所および需要場所への立入りによる業務の実施	Ⅴ - 17	43　発電場所および需要場所への立入りによる業務の実施	Ⅴ - ~~17~~15
44　託送供給等にともなう協力	Ⅴ - 18	44　託送供給等にともなう協力	Ⅴ - ~~18~~16
45　託送供給等の停止	Ⅴ - 19	45　託送供給等の停止	Ⅴ - ~~19~~17
46　託送供給等の停止の解除	Ⅴ - 21	46　託送供給等の停止の解除	Ⅴ - ~~21~~19
47　託送供給等の停止期間中の料金	Ⅴ - 21	47　託送供給等の停止期間中の料金	Ⅴ - ~~21~~19
48　違　約　金	Ⅴ - 22	48　違　約　金	Ⅴ - ~~22~~19
49　損害賠償の免責	Ⅴ - 22	49　損害賠償の免責	Ⅴ - ~~22~~20
50　設備の賠償	Ⅴ - 23	50　設備の賠償	Ⅴ - ~~23~~21
Ⅵ　契約の変更および終了	Ⅵ - 1	**Ⅵ　契約の変更および終了**	Ⅵ - 1
51　契約の変更	Ⅵ - 1	51　契約の変更	Ⅵ - 1
52　名義の変更	Ⅵ - 3	52　名義の変更	Ⅵ - ~~3~~ 4
53　契約の廃止	Ⅵ - 3	53　契約の廃止	Ⅵ - ~~3~~ 5
54　供給開始後の契約の消滅または変更にともなう料金および工事費の精算	Ⅵ - 5	54　供給開始後の契約の消滅または変更にともなう料金および工事費の精算	Ⅵ - ~~5~~ 7
55　解　約　等	Ⅵ - 12	55　解　約　等	Ⅵ - ~~12~~13
56　契約消滅後の債権債務関係	Ⅵ - 15	56　契約消滅後の債権債務関係	Ⅵ - ~~15~~16

現　行（2024年10月１日実施）		変　更　後（2025年４月１日実施予定）	
Ⅶ　受電方法および供給方法ならびに工事	Ⅶ - 1	**Ⅶ　受電方法および供給方法ならびに工事**	Ⅶ - 1
57　受電地点，供給地点および施設	Ⅶ - 1	57　受電地点，供給地点および施設	Ⅶ - 1
58　架空引込線	Ⅶ - 3	58　架空引込線	Ⅶ - 3
59　地中引込線	Ⅶ - 4	59　地中引込線	Ⅶ - 4
60　連接引込線等	Ⅶ - 6	60　連接引込線等	Ⅶ - 6
61　中高層集合住宅等における受電方法および供給方法	Ⅶ - 7	61　中高層集合住宅等における受電方法および供給方法	Ⅶ - 7
62　引込線の接続	Ⅶ - 7	62　引込線の接続	Ⅶ - 7
63　計量器等の取付け	Ⅶ - 8	63　計量器等の取付け	Ⅶ - 8
64　通信設備の施設	Ⅶ - 9	64　通信設備の施設	Ⅶ - 9
65　専用供給設備	Ⅶ - 10	65　専用供給設備	Ⅶ - 10
66　電流制限器等の取付け	Ⅶ - 12	66　電流制限器等の取付け	Ⅶ - 12
Ⅷ　工事費の負担	Ⅷ - 1	**Ⅷ　工事費の負担**	Ⅷ - 1
67　受電地点への供給設備の工事費負担金	Ⅷ - 1	67　受電地点への供給設備の工事費負担金	Ⅷ - 1
68　受電用計量器等の工事費負担金	Ⅷ - 6	68　受電用計量器等の工事費負担金	Ⅷ - ~~6~~ 7
69　会社間連系設備の工事費負担金	Ⅷ - 7	69　会社間連系設備の工事費負担金	Ⅷ - 7
70　供給地点への供給設備の工事費負担金	Ⅷ - 7	70　供給地点への供給設備の工事費負担金	Ⅷ - 7
71　工事費負担金の申受けおよび精算	Ⅷ - 18	71　工事費負担金の申受けおよび精算	Ⅷ - 18
72　供給開始に至らないで契約を廃止または変更される場合の費用の申受け	Ⅷ - 21	72　供給開始に至らないで契約を廃止または変更される場合等の費用の申受け	Ⅷ - 21
73　臨時工事費	Ⅷ - 22	73　臨時工事費	Ⅷ - 22
74　工事費負担金契約書の作成	Ⅷ - 22	74　工事費負担金契約書の作成	Ⅷ - ~~22~~23
Ⅸ　保安	Ⅸ - 1	**Ⅸ　保安**	Ⅸ - 1
75　保安の責任	Ⅸ - 1	75　保安の責任	Ⅸ - 1
76　保安等に対する発電者および需要者の協力	Ⅸ - 1	76　保安等に対する発電者および需要者の協力	Ⅸ - 1
77　調査	Ⅸ - 2	77　調査	Ⅸ - 2
78　調査等の委託	Ⅸ - 2	78　調査等の委託	Ⅸ - 2
79　調査に対する需要者の協力	Ⅸ - 3	79　調査に対する需要者の協力	Ⅸ - 3
80　検査または工事の受託	Ⅸ - 3	80　検査または工事の受託	Ⅸ - 3
81　自家用電気工作物	Ⅸ - 3	81　自家用電気工作物	Ⅸ - 3
附　則	附則 - 1	**附　則**	附則 - 1
別　表	別表 - 1	**別　表**	別表 - 1

現　行（2024年10月１日実施）	変　更　後（2025年４月１日実施予定）
Ⅰ　総　則	**Ⅰ　総　則**
２　託送供給等約款の届出および変更 ⑴　この約款は，電気事業法第18条第５項の規定にもとづき，経済産業大臣に届け出たものです。 ⑵　当社は，経済産業大臣の認可を受け，または経済産業大臣に届け出て，この約款を変更することがあります。この場合には，料金および必要となるその他の供給条件は，変更後の託送供給等約款によります。	**２　託送供給等約款の~~届出~~認可および変更** ⑴　この約款は，電気事業法第18条第~~５~~１項の規定にもとづき，経済産業大臣~~に届け出た~~の認可を受けたものです。 ⑵　当社は，経済産業大臣の認可を受け，または経済産業大臣に届け出て，この約款を変更することがあります。この場合には，料金および必要となるその他の供給条件は，変更後の託送供給等約款によります。

現　行（2024年10月１日実施）	変　更　後（2025年４月１日実施予定）
Ⅱ　契約の申込み	**Ⅱ　契約の申込み**
９　検討および契約の申込み 契約者が新たに接続供給契約もしくは振替供給契約を希望される場合，発電契約者が新たに発電量調整供給契約を希望される場合，発電者（当社と特定契約を締結する発電者〔発電契約者が発電者との間で電力受給に関する契約を締結している場合を除きます。〕を除きます。）が新たに系統連系受電契約を希望される場合または需要抑制契約者が新たに需要抑制量調整供給契約を希望される場合は，あらかじめこの約款を承認のうえ，次の手続きにより，契約者から託送供給の申込み，発電契約者から発電量調整供給の申込みまたは需要抑制契約者から需要抑制量調整供給の申込みをしていただきます。 ⑴　受電側接続検討の申込み イ　当社は，契約者または発電契約者から小売電気事業，一般送配電事業，特定送配電事業または自己等への電気の供給の用に供する電気を受電（原則として高圧または特別高圧で受電する場合に限ります。また，接続供給または振替供給の場合は，受電地点が会社間連系点のときに限ります。）するにあたり，供給設備の新たな施設または変更についての検討（以下「受電側接続検討」といいます。）をいたします。 なお，他の接続供給契約もしくは振替供給契約または発電量調整供給契約等により既に連系されている受電地点については，受電側接続検討を省略することがあります。 ロ　契約者または発電契約者は，接続供給契約（受電地点が会社間連系点の場合に限ります。）もしくは振替供給契約（受電地点が会社間連系点の場合に限ります。）または発電量調整供給契約（発電者から電気を受電する場合に限ります。）の申込みに先だち，次の事項を明らかにして，当社所定の様式により，受電側接続検討の申込みをしていただきます。 ⑺　接続供給の場合 a　契約者の名称 b　代表契約者の名称（契約者が複数の場合に限ります。） c　当該接続供給に必要となる当社以外の一般送配電事業者または配電事業者との振替供給契約等の内容または申込内容 d　接続受電電力の最大値および最小値 e　接続供給の開始希望日 なお，４（代表契約者の選任）により代表契約者を選任されたときは，代表契約者に対するすべての契約者の委任状をあわせて提出していただきます。	**９　検討および契約の申込み** 契約者が新たに接続供給契約もしくは振替供給契約を希望される場合，発電契約者が新たに発電量調整供給契約を希望される場合，発電者（当社と特定契約を締結する発電者〔発電契約者が発電者との間で電力受給に関する契約を締結している場合を除きます。〕を除きます。）が新たに系統連系受電契約を希望される場合または需要抑制契約者が新たに需要抑制量調整供給契約を希望される場合は，あらかじめこの約款を承認のうえ，次の手続きにより，契約者から託送供給の申込み，発電契約者から発電量調整供給の申込みまたは需要抑制契約者から需要抑制量調整供給の申込みをしていただきます。 ⑴　受電側接続検討の申込み イ　当社は，契約者または発電契約者から小売電気事業，一般送配電事業，特定送配電事業または自己等への電気の供給の用に供する電気を受電（原則として高圧または特別高圧で受電する場合に限ります。また，接続供給または振替供給の場合は，受電地点が会社間連系点のときに限ります。）するにあたり，供給設備の新たな施設または変更についての検討（以下「受電側接続検討」といいます。）をいたします。 なお，他の接続供給契約もしくは振替供給契約または発電量調整供給契約等により既に連系されている受電地点については，受電側接続検討を省略することがあります。 ロ　契約者または発電契約者は，接続供給契約（受電地点が会社間連系点の場合に限ります。）もしくは振替供給契約（受電地点が会社間連系点の場合に限ります。）または発電量調整供給契約（発電者から電気を受電する場合に限ります。）の申込みに先だち，次の事項を明らかにして，当社所定の様式により，受電側接続検討の申込みをしていただきます。 ⑺　接続供給の場合 a　契約者の名称 b　代表契約者の名称（契約者が複数の場合に限ります。） c　当該接続供給に必要となる当社以外の一般送配電事業者または配電事業者との振替供給契約等の内容または申込内容 d　接続受電電力の最大値および最小値 e　接続供給の開始希望日 なお，４（代表契約者の選任）により代表契約者を選任されたときは，代表契約者に対するすべての契約者の委任状をあわせて提出していただきます。

現　行（2024年10月１日実施）	変　更　後（2025年４月１日実施予定）
㈡　振替供給の場合 a　契約者の名称 b　当該振替供給に必要となる当社以外の一般送配電事業者または配電事業者との振替供給契約等の内容または申込内容 c　振替供給に係る受電電力の最大値および最小値 d　供　給　地　点 e　振替供給の開始希望日 ㈢　発電量調整供給の場合 a　発電契約者の名称 b　発電者の名称，発電場所および受電地点 c　発電設備等の発電・放電方式，発電・放電出力および系統安定上必要な仕様 d　発電量調整受電電力の最大値および最小値 e　受電地点における受電電圧 f　発電場所における負荷設備および受電設備 g　予備送電サービスの希望の有無 h　発電量調整供給の開始希望日 ハ　検討期間および検討料 ㈠　当社は，原則として受電側接続検討の申込みから３月以内に検討結果をお知らせいたします。 ㈡　当社は，１受電地点１検討につき22万円を検討料として，受電側接続検討の申込み時に発電契約者から申し受けます。ただし，次の場合には，検討料を申し受けません。 a　検討を要しない場合 b　受電側接続検討の回答後，他の発電契約者の契約の申込みにともなう連系予約（当該契約の申込みに係る発電設備等が送電系統へ連系されたものとして取り扱うことをいいます。）によって送電系統の状況が変化した場合等，受電側接続検討の前提となる事実関係に変動がある場合で，かつ，検討料を申し受けた受電側接続検討の回答日から１年以内に受け付けた受電側接続検討のとき。 ⑵　供給側接続事前検討の申込み イ　当社は，契約者が希望される場合に，契約者に小売電気事業，特定送配電事業または自己等への電気の供給の用に供する電気を供給するにあたり，工事の要否および工事が必要な場合の当該工事の種別についての検討（以下「供給側接続事前検討」といいます。）をいたします。 ロ　契約者は，次の事項を明らかにして，当社所定の様式により，供給側接続事前検討の申込みをしていただきます。この場合，契約者への情報開示に係る需要者の承諾書（当社所定の様式によります。）をあわせて提出していただくことがあります。また，分割接続供給を希望	㈡　振替供給の場合 a　契約者の名称 b　当該振替供給に必要となる当社以外の一般送配電事業者または配電事業者との振替供給契約等の内容または申込内容 c　振替供給に係る受電電力の最大値および最小値 d　供　給　地　点 e　振替供給の開始希望日 ㈢　発電量調整供給の場合 a　発電契約者の名称 b　発電者の名称，発電場所および受電地点 c　発電設備等の発電・放電方式，発電・放電出力および系統安定上必要な仕様 d　発電量調整受電電力の最大値および最小値 e　受電地点における受電電圧 f　発電場所における負荷設備および受電設備 g　予備送電サービスの希望の有無 h　発電量調整供給の開始希望日 ハ　検討期間および検討料 ㈠　当社は，原則として受電側接続検討の申込みから３月以内に検討結果をお知らせいたします。 ㈡　当社は，１受電地点１検討につき22万円を検討料として，受電側接続検討の申込み時に発電契約者から申し受けます。ただし，次の場合には，検討料を申し受けません。 a　検討を要しない場合 b　受電側接続検討の回答後，他の発電契約者の契約の申込みにともなう連系予約（当該契約の申込みに係る発電設備等が送電系統へ連系されたものとして取り扱うことをいいます。）によって送電系統の状況が変化した場合等，受電側接続検討の前提となる事実関係に変動がある場合で，かつ，検討料を申し受けた受電側接続検討の回答日から１年以内に受け付けた受電側接続検討のとき。 ⑵　供給側接続事前検討の申込み イ　当社は，契約者が希望される場合に，契約者に小売電気事業，特定送配電事業または自己等への電気の供給の用に供する電気を供給するにあたり，工事の要否および工事が必要な場合の当該工事の種別についての検討（以下「供給側接続事前検討」といいます。）をいたします。 ロ　契約者は，次の事項を明らかにして，当社所定の様式により，供給側接続事前検討の申込みをしていただきます。この場合，契約者への情報開示に係る需要者の承諾書（当社所定の様式によります。）をあわせて提出していただくことがあります。また，分割接続供給を希望

現　行（2024年10月１日実施）	変　更　後（2025年４月１日実施予定）
される場合は，あらかじめ双方の契約者で協議のうえ，申込みをしていただきます。 (ｲ)　需要者の名称，用途，需要場所（供給地点特定番号を含みます。）および供給地点 (ﾛ)　契約電力（分割接続供給を希望される場合は，１需要場所において使用できる最大電力〔キロワット〕といたします。），契約電流または契約容量 (ﾊ)　供給地点における供給電気方式および供給電圧 (ﾆ)　負荷設備または主開閉器 (ﾎ)　接続供給の開始希望日および使用期間 ハ　負荷設備，契約電力，契約電流または契約容量については，１年間を通じての最大の負荷を基準として，契約者から申し出ていただきます。この場合，１年間を通じての最大の負荷を確認するため，必要に応じて接続供給の開始希望日以降１年間の接続供給電力の計画値を当社所定の様式により申し出ていただきます。 ニ　当社は，原則として供給側接続事前検討の申込みから２週間以内に検討結果をお知らせいたします。 (3)　需要抑制量調整供給事前検討の申込み イ　当社は，需要抑制契約者が希望される場合に，特定卸供給の用に供する電気を受電するにあたり，工事の要否および工事が必要な場合の当該工事の種別についての検討（以下「需要抑制量調整供給事前検討」といいます。）をいたします。 ロ　需要抑制契約者は，次の事項を明らかにして，当社所定の様式により，需要抑制量調整供給事前検討の申込みをしていただきます。この場合，需要抑制契約者への情報開示に係る需要者の承諾書（当社所定の様式によります。）をあわせて提出していただくことがあります。 (ｲ)　需要抑制契約者の名称 (ﾛ)　需要者の名称，需要場所（供給地点特定番号を含みます。） (ﾊ)　需要抑制量調整供給の開始希望日 ハ　当社は，原則として需要抑制量調整供給事前検討の申込みから２週間以内に検討結果をお知らせいたします。 (4)　契約の申込み 契約者は，(1)ロ(ｲ)または(ﾛ)の事項およびイまたはロの事項を，発電契約者は，(1)ロ(ﾊ)の事項およびハの事項を，需要抑制契約者は，ニの事項を明らかにして，当社所定の様式により，接続供給契約，振替供給契約，発電量調整供給契約，系統連系受電契約または需要抑制量調整供給契約の申込みをしていただきます。この場合，８（契約の要件）(1)ヘおよび接続供給の実施に必要な需要者の情報を当社が契約者に対し提供することに関する需要者の契約者に対する承諾書の写し，８（契約の要件）(2)ホに定める要件を満たすことを証明する文書および８（契約の要件）(2)	される場合は，あらかじめ双方の契約者で協議のうえ，申込みをしていただきます。 (ｲ)　需要者の名称，用途，需要場所（供給地点特定番号を含みます。）および供給地点 (ﾛ)　契約電力（分割接続供給を希望される場合は，１需要場所において使用できる最大電力〔キロワット〕といたします。），契約電流または契約容量 (ﾊ)　供給地点における供給電気方式および供給電圧 (ﾆ)　負荷設備または主開閉器 (ﾎ)　接続供給の開始希望日および使用期間 ハ　負荷設備，契約電力，契約電流または契約容量については，１年間を通じての最大の負荷を基準として，契約者から申し出ていただきます。この場合，１年間を通じての最大の負荷を確認するため，必要に応じて接続供給の開始希望日以降１年間の接続供給電力の計画値を当社所定の様式により申し出ていただきます。 ニ　当社は，原則として供給側接続事前検討の申込みから２週間以内に検討結果をお知らせいたします。 (3)　需要抑制量調整供給事前検討の申込み イ　当社は，需要抑制契約者が希望される場合に，特定卸供給の用に供する電気を受電するにあたり，工事の要否および工事が必要な場合の当該工事の種別についての検討（以下「需要抑制量調整供給事前検討」といいます。）をいたします。 ロ　需要抑制契約者は，次の事項を明らかにして，当社所定の様式により，需要抑制量調整供給事前検討の申込みをしていただきます。この場合，需要抑制契約者への情報開示に係る需要者の承諾書（当社所定の様式によります。）をあわせて提出していただくことがあります。 (ｲ)　需要抑制契約者の名称 (ﾛ)　需要者の名称，需要場所（供給地点特定番号を含みます。） (ﾊ)　需要抑制量調整供給の開始希望日 ハ　当社は，原則として需要抑制量調整供給事前検討の申込みから２週間以内に検討結果をお知らせいたします。 (4)　契約の申込み 契約者は，(1)ロ(ｲ)または(ﾛ)の事項およびイまたはロの事項を，発電契約者は，(1)ロ(ﾊ)の事項およびハの事項を，需要抑制契約者は，ニの事項を明らかにして，当社所定の様式により，接続供給契約，振替供給契約，発電量調整供給契約，系統連系受電契約または需要抑制量調整供給契約の申込みをしていただきます。この場合，８（契約の要件）(1)ヘおよび接続供給の実施に必要な需要者の情報を当社が契約者に対し提供することに関する需要者の契約者に対する承諾書の写し，８（契約の要件）(2)ホに定める要件を満たすことを証明する文書および８（契約の要件）(2)

現　行（2024年10月１日実施）	変　更　後（2025年４月１日実施予定）
ヌに定める発電者の発電契約者に対する承諾書の写しまたは８（契約の要件）⑷ホおよび需要抑制量調整供給の実施に必要な需要者の情報を当社が需要抑制契約者に対し提供することに関する需要者の需要抑制契約者に対する承諾書の写しをあわせて提出していただきます。ただし，発電契約者と発電者との間で締結する電力受給に関する契約等において，発電者が系統連系受電契約の締結について合意していることおよび発電者がこの約款に関する事項を遵守することを承諾していることが明らかな場合，契約者と需要者との間で締結する電力需給に関する契約等において，需要者がこの約款に関する事項を遵守することおよび接続供給の実施に必要な需要者の情報を，当社が契約者に対し提供することを承諾していることが明らかな場合または需要抑制契約者と需要者との間で締結する需要抑制に関する契約等において，需要者がこの約款に関する事項を遵守することおよび需要抑制量調整供給の実施に必要な需要者の情報を，当社が需要抑制契約者に対し提供することを承諾していることが明らかな場合で，当社が当該文書および承諾書の写しの提出を不要と判断するときは，当該文書および承諾書の写しの提出を省略することができるものといたします。	ヌに定める発電者の発電契約者に対する承諾書の写しまたは８（契約の要件）⑷ホおよび需要抑制量調整供給の実施に必要な需要者の情報を当社が需要抑制契約者に対し提供することに関する需要者の需要抑制契約者に対する承諾書の写しをあわせて提出していただきます。ただし，発電契約者と発電者との間で締結する電力受給に関する契約等において，発電者が系統連系受電契約の締結について合意していることおよび発電者がこの約款に関する事項を遵守することを承諾していることが明らかな場合，契約者と需要者との間で締結する電力需給に関する契約等において，需要者がこの約款に関する事項を遵守することおよび接続供給の実施に必要な需要者の情報を，当社が契約者に対し提供することを承諾していることが明らかな場合または需要抑制契約者と需要者との間で締結する需要抑制に関する契約等において，需要者がこの約款に関する事項を遵守することおよび需要抑制量調整供給の実施に必要な需要者の情報を，当社が需要抑制契約者に対し提供することを承諾していることが明らかな場合で，当社が当該文書および承諾書の写しの提出を不要と判断するときは，当該文書および承諾書の写しの提出を省略することができるものといたします。
なお，自己等への電気の供給の用に供するための接続供給契約または振替供給契約を希望される場合は，８（契約の要件）⑴リに定める要件を満たすことを証明する文書をあわせて提出していただきます。この場合，当社は，必要に応じて，所管の官庁にこの要件を満たすことの確認を行います。	なお，自己等への電気の供給の用に供するための接続供給契約または振替供給契約を希望される場合は，８（契約の要件）⑴リに定める要件を満たすことを証明する文書をあわせて提出していただきます。この場合，当社は，必要に応じて，所管の官庁にこの要件を満たすことの確認を行ないます。
また，発電量調整供給契約を希望される場合で，電力広域的運営推進機関送配電等業務指針に定める保証金（以下「系統連系保証金」といい，その金額は電力広域的運営推進機関業務規程に定める方法により算定いたします。）を要するときは，系統連系保証金をお支払いいただき，かつ，電源接続案件一括検討プロセスにもとづき工事費負担金補償金を定めるときは，当社と工事費負担金の補償に関する契約を締結のうえ，⑴の申込みに対する当社の回答日から１年以内（電源接続案件一括検討プロセスにもとづき申込みをされる場合および海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律〔以下「再エネ海域利用法」といいます。〕第13条第２項第10号に規定する選定事業者〔以下「選定事業者」といいます。〕を発電者として申込みをされる場合を除きます。）に申込みをしていただくものとし，需要抑制量調整供給契約を希望される場合は，８（契約の要件）⑷イに定める要件を満たすことを証明する文書を提出していただきます。	また，発電量調整供給契約を希望される場合で，電力広域的運営推進機関送配電等業務指針に定める保証金（以下「系統連系保証金」といい，その金額は電力広域的運営推進機関業務規程に定める方法により算定いたします。）を要するときは，系統連系保証金をお支払いいただき，かつ，電源接続案件一括検討プロセスにもとづき工事費負担金補償金を定めるときは，当社と工事費負担金の補償に関する契約を締結のうえ，⑴の申込みに対する当社の回答日から１年以内（電源接続案件一括検討プロセスにもとづき申込みをされる場合および海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律〔以下「再エネ海域利用法」といいます。〕第13条第２項第10号に規定する選定事業者〔以下「選定事業者」といいます。〕を発電者として申込みをされる場合を除きます。）に申込みをしていただくものとし，需要抑制量調整供給契約を希望される場合は，８（契約の要件）⑷イに定める要件を満たすことを証明する文書を提出していただきます。
イ　接続供給の場合	イ　接続供給の場合
⑴　需要者の名称，用途，需要場所（供給地点特定番号を含みます。）および供給地点	⑴　需要者の名称，用途，需要場所（供給地点特定番号を含みます。）および供給地点
⑵　供給地点における供給電気方式および供給電圧	⑵　供給地点における供給電気方式および供給電圧

現　行（2024年10月１日実施）	変　更　後（2025年４月１日実施予定）
㈠　需要場所における負荷設備，主開閉器，受電設備および発電設備等	㈠　需要場所における負荷設備，主開閉器，受電設備および発電設備等
㈡　契約電力（分割接続供給を希望される場合は，申込みをされる契約者に係る契約電力といたします。），契約電流または契約容量	㈡　契約電力（分割接続供給を希望される場合は，申込みをされる契約者に係る契約電力といたします。），契約電流または契約容量
㈢　契約受電電力	㈢　契約受電電力
㈣　希望される接続送電サービス，臨時接続送電サービスまたは予備送電サービスの種別（分割接続供給を希望される場合は，申込みをされる契約者に係る接続送電サービス，臨時接続送電サービスまたは予備送電サービスの種別といたします。）	㈣　希望される接続送電サービス，臨時接続送電サービスまたは予備送電サービスの種別（分割接続供給を希望される場合は，申込みをされる契約者に係る接続送電サービス，臨時接続送電サービスまたは予備送電サービスの種別といたします。）
㈤　接続受電電力の計画値および接続供給電力の計画値	㈤　接続受電電力の計画値および接続供給電力の計画値
㈥　電気の調達先となる契約者，発電契約者または需要抑制契約者の名称および調達量の計画値	㈥　電気の調達先となる契約者，発電契約者または需要抑制契約者の名称および調達量の計画値
㈦　電気の販売先となる契約者，発電契約者または需要抑制契約者の名称および販売量の計画値	㈦　電気の販売先となる契約者，発電契約者または需要抑制契約者の名称および販売量の計画値
㈧　連　絡　体　制	㈧　連　絡　体　制
㈨　20（臨時接続送電サービス）を希望される場合の契約使用期間（分割接続供給を希望される場合は，申込みをされる契約者に係る臨時接続送電サービスの契約使用期間といたします。）	㈨　20（臨時接続送電サービス）を希望される場合の契約使用期間（分割接続供給を希望される場合は，申込みをされる契約者に係る臨時接続送電サービスの契約使用期間といたします。）
㈩　分割接続供給を希望される場合，次の事項（あらかじめ双方の契約者で協議のうえ，申込みをしていただきます。）	㈩　分割接続供給を希望される場合，次の事項（あらかじめ双方の契約者で協議のうえ，申込みをしていただきます。）
a　15（供給および契約の単位）⑵イまたはロのうち希望される分割接続供給の形態	a　15（供給および契約の単位）⑵イまたはロのうち希望される分割接続供給の形態
b　15（供給および契約の単位）⑵イにより当社が分割接続供給を行なう場合，それぞれの契約者への分割接続供給の形態	b　15（供給および契約の単位）⑵イにより当社が分割接続供給を行なう場合，それぞれの契約者への分割接続供給の形態
c　15（供給および契約の単位）⑵イ㈠により当社が分割接続供給を行なう場合，契約者があらかじめ定めた30分ごとの電力量（以下「通告電力量」といいます。）を当社に通知する契約者	c　15（供給および契約の単位）⑵イ㈠により当社が分割接続供給を行なう場合，契約者があらかじめ定めた30分ごとの電力量（以下「通告電力量」といいます。）を当社に通知する契約者
d　15（供給および契約の単位）⑵ロにより当社が分割接続供給を行なう場合，それぞれの契約者へ分割接続供給する時間帯（以下「供給時間帯」といいます。）および分割接続供給に係る料金その他の調整先となる契約者	d　15（供給および契約の単位）⑵ロにより当社が分割接続供給を行なう場合，それぞれの契約者へ分割接続供給する時間帯（以下「供給時間帯」といいます。）および分割接続供給に係る料金その他の調整先となる契約者
e　分割接続供給に係る料金その他の調整に使用する，１供給地点につき，１接続送電サービス，１臨時接続送電サービスまたは１予備送電サービスを適用した場合の契約電力	e　分割接続供給に係る料金その他の調整に使用する，１供給地点につき，１接続送電サービス，１臨時接続送電サービスまたは１予備送電サービスを適用した場合の契約電力
f　分割接続供給に係る料金その他の調整に使用する，１供給地点につき，１接続送電サービス，１臨時接続送電サービスまたは１予備送電サービスを適用した場合の接続送電サービス，臨時接続送電サービスまたは予備送電サービスの種別	f　分割接続供給に係る料金その他の調整に使用する，１供給地点につき，１接続送電サービス，１臨時接続送電サービスまたは１予備送電サービスを適用した場合の接続送電サービス，臨時接続送電サービスまたは予備送電サービスの種別
なお，負荷設備，契約電力，契約電流または契約容量については，１年間を通じての最大の負荷を基準として，契約者から申し出ていた	なお，負荷設備，契約電力，契約電流または契約容量については，１年間を通じての最大の負荷を基準として，契約者から申し出ていた

現　行（2024年10月１日実施）	変　更　後（2025年４月１日実施予定）
だきます。この場合，１年間を通じての最大の負荷を確認するため，必要に応じて接続供給の開始希望日以降１年間の接続供給電力の計画値を当社所定の様式により申し出ていただきます。	だきます。この場合，１年間を通じての最大の負荷を確認するため，必要に応じて接続供給の開始希望日以降１年間の接続供給電力の計画値を当社所定の様式により申し出ていただきます。
ロ　振替供給の場合	ロ　振替供給の場合
㈠　契約者の名称	㈠　契約者の名称
㈡　連　絡　体　制	㈡　連　絡　体　制
㈢　当社が小売電気事業，一般送配電事業，特定送配電事業または自己等への電気の供給の用に供する電気を振替供給する場合には，当該振替供給に係る当社以外の一般送配電事業者または配電事業者との接続供給契約等の内容または申込内容	㈢　当社が小売電気事業，一般送配電事業，特定送配電事業または自己等への電気の供給の用に供する電気を振替供給する場合には，当該振替供給に係る当社以外の一般送配電事業者または配電事業者との接続供給契約等の内容または申込内容
㈣　振替供給の開始希望日	㈣　振替供給の開始希望日
ハ　発電量調整供給の場合	ハ　発電量調整供給の場合
㈠　発電場所の受電地点特定番号および発電設備等に係る供給地点の供給地点特定番号	㈠　発電場所の受電地点特定番号および発電設備等に係る供給地点の供給地点特定番号
㈡　契約受電電力および同時最大受電電力	㈡　契約受電電力および同時最大受電電力
㈢　発電量調整受電計画電力	㈢　発電量調整受電計画電力
㈣　電気の調達先となる契約者，発電契約者または需要抑制契約者の名称および調達量の計画値	㈣　電気の調達先となる契約者，発電契約者または需要抑制契約者の名称および調達量の計画値
㈤　電気の販売先となる契約者，発電契約者または需要抑制契約者の名称および販売量の計画値	㈤　電気の販売先となる契約者，発電契約者または需要抑制契約者の名称および販売量の計画値
㈥　連　絡　体　制	㈥　連　絡　体　制
ニ　需要抑制量調整供給の場合	ニ　需要抑制量調整供給の場合
㈠　需要抑制契約者の名称	㈠　需要抑制契約者の名称
㈡　需要抑制量調整受電計画電力	㈡　需要抑制量調整受電計画電力
㈢　需要抑制を行なう場合の30分ごとの需要抑制量調整受電計画電力量に対応する，需要抑制の予定電力量（１ベースラインに係る需要場所を複数とする場合で，当該ベースラインにもとづく需要抑制量調整受電計画電力量を設定するときは，需要場所ごとの需要抑制量調整供給に係る需要抑制の予定電力量といたします。）の最小値	㈢　需要抑制を行なう場合の30分ごとの需要抑制量調整受電計画電力量に対応する，需要抑制の予定電力量（１ベースラインに係る需要場所を複数とする場合で，当該ベースラインにもとづく需要抑制量調整受電計画電力量を設定するときは，需要場所ごとの需要抑制量調整供給に係る需要抑制の予定電力量といたします。）の最小値
㈣　需要抑制を行なう場合の30分ごとの販売計画の最小値	㈣　需要抑制を行なう場合の30分ごとの販売計画の最小値
㈤　需要者の名称および需要場所（供給地点特定番号を含みます。）	㈤　需要者の名称および需要場所（供給地点特定番号を含みます。）
㈥　需要者と電力需給に関する契約等を締結している契約者の名称	㈥　需要者と電力需給に関する契約等を締結している契約者の名称
㈦　需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量および需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量の算定方法となる31（電力および電力量の算定）㈣イまたはロ	㈦　需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量および需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量の算定方法となる31（電力および電力量の算定）㈣イまたはロ
㈧　電気の調達先となる契約者，発電契約者または需要抑制契約者の名称および調達量の計画値	㈧　電気の調達先となる契約者，発電契約者または需要抑制契約者の名称および調達量の計画値
㈨　電気の販売先となる契約者，発電契約者または需要抑制契約者の名称および販売量の計画値	㈨　電気の販売先となる契約者，発電契約者または需要抑制契約者の名称および販売量の計画値
㈩　需要抑制量調整供給の開始希望日	㈩　需要抑制量調整供給の開始希望日

現　行（2024年10月１日実施）	変　更　後（2025年４月１日実施予定）
㈼　連　絡　体　制 なお，需要抑制バランシンググループごとの㈠の算定方法となる31（電力および電力量の算定）㈭イまたはロのいずれかの適用を開始した後１年間は同一の算定方法の適用を継続していただくものといたします。	㈼　連　絡　体　制 なお，需要抑制バランシンググループごとの㈠の算定方法となる31（電力および電力量の算定）㈭イまたはロのいずれかの適用を開始した後１年間は同一の算定方法の適用を継続していただくものといたします。
⑸　当社は，接続供給契約（受電地点〔会社間連系点の場合に限ります。〕に係る事項に限ります。）または振替供給契約について，当日等の利用分および翌日等の利用分に限り，㈣に定める様式以外で当社が指定した方法により契約者に申込みをしていただくことがあります。また，当社は，受給契約等にもとづく連系線の利用に係る事項（当社以外の一般送配電事業者の連系線の利用に係る事項を含みます。）について，当社が指定した方法により契約者に提出していただくことがあります。この場合，当該申込み方法による申込みに係る託送供給の実施または受給契約等にもとづく連系線の利用に係る事項の提出にともなって必要となる事項に関する契約（以下「契約者に係る基本契約」といいます。）を当社とあらかじめ締結していただきます。 なお，契約者に係る基本契約の契約期間は，契約者と当社との協議が整った日から１年間とし，契約期間満了に先だって契約内容に変更がない場合は，契約期間満了後も１年ごとに同一条件で継続されるものといたします。 また，契約者に係る基本契約で定める事項について，基本契約書を作成いたします。	⑸　当社は，接続供給契約（受電地点〔会社間連系点の場合に限ります。〕に係る事項に限ります。）または振替供給契約について，当日等の利用分および翌日等の利用分に限り，㈣に定める様式以外で当社が指定した方法により契約者に申込みをしていただくことがあります。また，当社は，受給契約等にもとづく連系線の利用に係る事項（当社以外の一般送配電事業者の連系線の利用に係る事項を含みます。）について，当社が指定した方法により契約者に提出していただくことがあります。この場合，当該申込み方法による申込みに係る託送供給の実施または受給契約等にもとづく連系線の利用に係る事項の提出にともなって必要となる事項に関する契約（以下「契約者に係る基本契約」といいます。）を当社とあらかじめ締結していただきます。 なお，契約者に係る基本契約の契約期間は，契約者と当社との協議が~~整った~~ととのった日から１年間とし，契約期間満了に先だって契約内容に変更がない場合は，契約期間満了後も１年ごとに同一条件で継続されるものといたします。 また，契約者に係る基本契約で定める事項について，基本契約書を作成いたします。
⑹　当社は，受給契約等にもとづく連系線の利用に係る事項（当社以外の一般送配電事業者の連系線の利用に係る事項を含みます。）について，当社が指定した方法により発電契約者に提出していただくことがあります。この場合，受給契約等にもとづく連系線の利用に係る事項の提出にともなって必要となる事項に関する契約（以下「発電契約者に係る基本契約」といいます。）を当社とあらかじめ締結していただきます。 なお，発電契約者に係る基本契約の契約期間は，発電契約者と当社との協議が整った日から１年間とし，契約期間満了に先だって契約内容に変更がない場合は，契約期間満了後も１年ごとに同一条件で継続されるものといたします。 また，発電契約者に係る基本契約で定める事項について，基本契約書を作成いたします。	⑹　当社は，受給契約等にもとづく連系線の利用に係る事項（当社以外の一般送配電事業者の連系線の利用に係る事項を含みます。）について，当社が指定した方法により発電契約者に提出していただくことがあります。この場合，受給契約等にもとづく連系線の利用に係る事項の提出にともなって必要となる事項に関する契約（以下「発電契約者に係る基本契約」といいます。）を当社とあらかじめ締結していただきます。 なお，発電契約者に係る基本契約の契約期間は，発電契約者と当社との協議が~~整った~~ととのった日から１年間とし，契約期間満了に先だって契約内容に変更がない場合は，契約期間満了後も１年ごとに同一条件で継続されるものといたします。 また，発電契約者に係る基本契約で定める事項について，基本契約書を作成いたします。
⑺　当社は，受給契約等にもとづく連系線の利用に係る事項（当社以外の一般送配電事業者の連系線の利用に係る事項を含みます。）について，当社が指定した方法により需要抑制契約者に提出していただくことがあります。この場合，受給契約等にもとづく連系線の利用に係る事項の提出にともなって必要となる事項に関する契約（以下「需要抑制契約者に係る基本契約」といいます。）を当社とあらかじめ締結していただきま	⑺　当社は，受給契約等にもとづく連系線の利用に係る事項（当社以外の一般送配電事業者の連系線の利用に係る事項を含みます。）について，当社が指定した方法により需要抑制契約者に提出していただくことがあります。この場合，受給契約等にもとづく連系線の利用に係る事項の提出にともなって必要となる事項に関する契約（以下「需要抑制契約者に係る基本契約」といいます。）を当社とあらかじめ締結していただきま

現　行（2024年10月１日実施）	変　更　後（2025年４月１日実施予定）
す。 なお，需要抑制契約者に係る基本契約の契約期間は，需要抑制契約者と当社との協議が整った日から１年間とし，契約期間満了に先だって契約内容に変更がない場合は，契約期間満了後も１年ごとに同一条件で継続されるものといたします。 また，需要抑制契約者に係る基本契約で定める事項について，基本契約書を作成いたします。 (8)　契約者，発電契約者，発電者および需要者が電圧または周波数の変動等によって損害を受けるおそれがある場合は，無停電電源装置の設置等必要な措置を講じていただきます。また，契約者，発電契約者，発電者および需要者が保安等のために必要とする電気については，その容量を明らかにし，21（予備送電サービス）の申込みまたは保安用の発電設備の設置，蓄電池装置の設置等必要な措置を講じていただきます。	す。 なお，需要抑制契約者に係る基本契約の契約期間は，需要抑制契約者と当社との協議が整ったととのった日から１年間とし，契約期間満了に先だって契約内容に変更がない場合は，契約期間満了後も１年ごとに同一条件で継続されるものといたします。 また，需要抑制契約者に係る基本契約で定める事項について，基本契約書を作成いたします。 (8)　契約者，発電契約者，発電者および需要者が電圧または周波数の変動等によって損害を受けるおそれがある場合は，無停電電源装置の設置等必要な措置を講じていただきます。また，契約者，発電契約者，発電者および需要者が保安等のために必要とする電気については，その容量を明らかにし，21（予備送電サービス）の申込みまたは保安用の発電設備の設置，蓄電池装置の設置等必要な措置を講じていただきます。
15　供給および契約の単位 (1)　当社は，次の場合を除き，１需要場所について１接続送電サービスまたは１臨時接続送電サービスを適用し，１電気方式，１引込みおよび１計量をもって託送供給を行ない，１発電場所について１系統連系受電サービスを適用（当社が特定契約を締結している場合〔発電契約者が発電者との間で電力受給に関する契約を締結している場合を除きます。〕を除きます。）し，１電気方式，１引込みおよび１計量をもって発電量調整供給を行ないます。 イ　１需要場所につき，(ｲ)および(ﾛ)の２臨時接続送電サービスをあわせて契約する場合または次の１臨時接続送電サービス（(ｲ)および(ﾛ)の２臨時接続送電サービスをあわせて契約する場合またはへの場合は，２臨時接続送電サービスといたします。）とこれ以外の１接続送電サービス（ロまたはへの場合は，２接続送電サービスといたします。）とをあわせて契約する場合 (ｲ)　電灯臨時定額接続送電サービスおよび電灯臨時接続送電サービスのうちの１臨時接続送電サービス (ﾛ)　動力臨時定額接続送電サービスおよび動力臨時接続送電サービスのうちの１臨時接続送電サービス (ﾊ)　高圧臨時接続送電サービス (ﾆ)　特別高圧臨時接続送電サービス ロ　電灯または小型機器と動力とをあわせて使用する需要者に供給する場合で，次の２接続送電サービスをあわせて契約するとき。 (ｲ)　電灯定額接続送電サービス，電灯標準接続送電サービス，電灯時間帯別接続送電サービスおよび電灯従量接続送電サービスのうちの１接続送電サービス (ﾛ)　動力標準接続送電サービス，動力時間帯別接続送電サービスおよ	**15　供給および契約の単位** (1)　当社は，次の場合を除き，１需要場所について１接続送電サービスまたは１臨時接続送電サービスを適用し，１電気方式，１引込みおよび１計量をもって託送供給を行ない，１発電場所について１系統連系受電サービスを適用（当社が特定契約を締結している場合〔発電契約者が発電者との間で電力受給に関する契約を締結している場合を除きます。〕を除きます。）し，１電気方式，１引込みおよび１計量をもって発電量調整供給を行ないます。 イ　１需要場所につき，(ｲ)および(ﾛ)の２臨時接続送電サービスをあわせて契約する場合または次の１臨時接続送電サービス（(ｲ)および(ﾛ)の２臨時接続送電サービスをあわせて契約する場合またはへの場合は，２臨時接続送電サービスといたします。）とこれ以外の１接続送電サービス（ロまたはへの場合は，２接続送電サービスといたします。）とをあわせて契約する場合 (ｲ)　電灯臨時定額接続送電サービスおよび電灯臨時接続送電サービスのうちの１臨時接続送電サービス (ﾛ)　動力臨時定額接続送電サービスおよび動力臨時接続送電サービスのうちの１臨時接続送電サービス (ﾊ)　高圧臨時接続送電サービス (ﾆ)　特別高圧臨時接続送電サービス ロ　電灯または小型機器と動力とをあわせて使用する需要者に供給する場合で，次の２接続送電サービスをあわせて契約するとき。 (ｲ)　電灯定額接続送電サービス，電灯標準接続送電サービス，電灯時間帯別接続送電サービスおよび電灯従量接続送電サービスのうちの１接続送電サービス (ﾛ)　動力標準接続送電サービス，動力時間帯別接続送電サービスおよ

現　行（2024年10月１日実施）	変　更　後（2025年４月１日実施予定）
び動力従量接続送電サービスのうちの１接続送電サービス	び動力従量接続送電サービスのうちの１接続送電サービス
ハ　共同引込線による引込みで託送供給または発電量調整供給を行なう場合	ハ　共同引込線による引込みで託送供給または発電量調整供給を行なう場合
ニ　予備送電サービスをあわせて契約する場合	ニ　予備送電サービスをあわせて契約する場合
ホ　災害による被害を防ぐための措置，温室効果ガス等の排出の抑制等のための措置，または電気工作物の設置および運用の合理化のための措置その他の電気の使用者の利益に資する措置にともない，契約者または発電契約者からの申出がある場合で，当社が技術上，保安上適当と認めたとき。	ホ　災害による被害を防ぐための措置，温室効果ガス等の排出の抑制等のための措置，または電気工作物の設置および運用の合理化のための措置その他の電気の使用者の利益に資する措置にともない，契約者または発電契約者からの申出がある場合で，当社が技術上，保安上適当と認めたとき。
ヘ　⑵イまたはロにより当社が分割接続供給を行なう場合	ヘ　⑵イまたはロにより当社が分割接続供給を行なう場合
ト　その他技術上，経済上やむをえない場合等特別の事情がある場合	ト　その他技術上，経済上やむをえない場合等特別の事情がある場合
⑵　接続供給の場合，当社は，あらかじめ定めた発電契約者または電力広域的運営推進機関が定めた発電契約者および需要場所について，１接続供給契約を結び，１需要バランシンググループを設定いたします。この場合，それぞれの需要場所は原則として１接続供給契約に属するものとし，また，当社は，原則として，１契約者に対して１接続供給契約を結びます。	⑵　接続供給の場合，当社は，あらかじめ定めた発電契約者または電力広域的運営推進機関が定めた発電契約者および需要場所について，１接続供給契約を結び，１需要バランシンググループを設定いたします。この場合，それぞれの需要場所は原則として１接続供給契約に属するものとし，また，当社は，原則として，１契約者に対して１接続供給契約を結びます。
なお，電気鉄道の場合で，負荷が移動するために同一送電系統に属する２以上の供給地点において常時電気の供給を受ける契約者が希望されるときは，その料金その他の供給条件について複数供給地点を１供給地点とみなすことがあります。	なお，電気鉄道の場合で，負荷が移動するために同一送電系統に属する２以上の供給地点において常時電気の供給を受ける契約者が希望されるときは，その料金その他の供給条件について複数供給地点を１供給地点とみなすことがあります。
また，当社は，分割接続供給の場合，１需要場所につき，２契約者にそれぞれ１接続供給契約を適用し，原則として２接続送電サービスまたは２臨時接続送電サービスを適用のうえ，１電気方式，１引込みおよび１計量をもって次のいずれかの形態で分割接続供給を行ないます。	また，当社は，分割接続供給の場合，１需要場所につき，２契約者にそれぞれ１接続供給契約を適用し，原則として２接続送電サービスまたは２臨時接続送電サービスを適用のうえ，１電気方式，１引込みおよび１計量をもって次のいずれかの形態で分割接続供給を行ないます。
イ　当社が，１需要場所において，あらかじめ定めた量の電気の供給を行なう契約者（以下「非需要追随供給者」といいます。）およびそれ以外の電気の供給を行なう契約者（以下「需要追随供給者」といいます。）に分割接続供給を行なう形態	イ　当社が，１需要場所において，あらかじめ定めた量の電気の供給を行なう契約者（以下「非需要追随供給者」といいます。）およびそれ以外の電気の供給を行なう契約者（以下「需要追随供給者」といいます。）に分割接続供給を行なう形態
なお，非需要追随供給者への分割接続供給は，次のいずれかの方法で行ないます。	なお，非需要追随供給者への分割接続供給は，次のいずれかの方法で行ないます。
㈠　当社が，通告電力量に応じて分割接続供給を行なう方法	㈠　当社が，通告電力量に応じて分割接続供給を行なう方法
㈡　当社が，すべての時間帯において，一定の電力量（原則として，19〔接続送電サービス〕⑵イ㈡ａ，ロまたは20〔臨時接続送電サービス〕⑵ロの非需要追随供給者に係る接続送電サービス契約電力または臨時接続送電サービス契約電力の値を２で除した値をいいます。以下「ベース電力量」といいます。）で分割接続供給を行なう方法	㈡　当社が，すべての時間帯において，一定の電力量（原則として，19〔接続送電サービス〕⑵イ㈡ａ，ロまたは20〔臨時接続送電サービス〕⑵ロの非需要追随供給者に係る接続送電サービス契約電力または臨時接続送電サービス契約電力の値を２で除した値をいいます。以下「ベース電力量」といいます。）で分割接続供給を行なう方法
ロ　当社が，１需要場所において，供給時間帯ごとに，それぞれの契約者に分割接続供給を行なう形態	ロ　当社が，１需要場所において，供給時間帯ごとに，それぞれの契約者に分割接続供給を行なう形態
⑶　振替供給の場合，当社は，原則として，あらかじめ定めた発電契約者	⑶　振替供給の場合，当社は，原則として，あらかじめ定めた発電契約者

現　行（2024年10月１日実施）	変　更　後（2025年４月１日実施予定）
または電力広域的運営推進機関が定めた発電契約者（発電契約者が複数ある場合は，同一の一般送配電事業者または同一の配電事業者と発電量調整供給契約を締結するものといたします。）および１供給地点（当社以外の一般送配電事業者または配電事業者との接続供給契約ごとに１供給地点とみなします。）について，１振替供給契約を結びます。	または電力広域的運営推進機関が定めた発電契約者（発電契約者が複数ある場合は，同一の一般送配電事業者または同一の配電事業者と発電量調整供給契約を締結するものといたします。）および１供給地点（当社以外の一般送配電事業者または配電事業者との接続供給契約ごとに１供給地点とみなします。）について，１振替供給契約を結びます。
⑷　発電量調整供給の場合，当社は，原則として，あらかじめ定めた発電場所（発電場所が複数ある場合は，同一の一般送配電事業者の供給設備に接続するものといたします。）および発電バランシンググループについて，１発電量調整供給契約を結びます。また，当社は，当社が特定契約を締結している場合（発電契約者が発電者との間で電力受給に関する契約を締結している場合を除きます。）を除き，原則として，あらかじめ定めた発電場所について，１系統連系受電契約を結びます。	⑷　発電量調整供給の場合，当社は，原則として，あらかじめ定めた発電場所（発電場所が複数ある場合は，同一の一般送配電事業者の供給設備に接続するものといたします。）および発電バランシンググループについて，１発電量調整供給契約を結びます。また，当社は，当社が特定契約を締結している場合（発電契約者が発電者との間で電力受給に関する契約を締結している場合を除きます。）を除き，原則として，あらかじめ定めた発電場所について，１系統連系受電契約を結びます。
なお，低圧の受電地点に係る発電場所および当社または当社の供給区域で事業を営む配電事業者が指定する系統運用上必要な調整機能を有する発電設備等であって別途当社または当社の供給区域で事業を営む配電事業者と調整に関する契約を締結する設備（極短周期成分に対応する周波数制御用の調整機能のみを提供する場合を除きます。以下「調整電源」といいます。）に該当する発電場所は，原則として１発電バランシンググループに属するものといたします。この場合，調整電源に該当する発電場所は，原則として発電場所ごとに発電バランシンググループを設定していただきます。	なお，低圧の受電地点に係る発電場所および当社または当社の供給区域で事業を営む配電事業者が指定する系統運用上必要な調整機能を有する発電設備等であって別途当社または当社の供給区域で事業を営む配電事業者と調整に関する契約を締結する設備（極短周期成分に対応する周波数制御用の調整機能のみを提供する場合を除きます。以下「調整電源」といいます。）に該当する発電場所は，原則として１発電バランシンググループに属するものといたします。この場合，調整電源に該当する発電場所は，原則として発電場所ごとに発電バランシンググループを設定していただきます。
また，再生可能エネルギー発電設備（再生可能エネルギー特別措置法第２条第２項に定める再生可能エネルギー発電設備をいいます。ただし，特定契約により再生可能エネルギー電気を供給する事業に係る発電設備に限ります。）の受電地点に係る発電場所が発電バランシンググループに含まれる場合は，次のとおりといたします。	また，再生可能エネルギー発電設備（再生可能エネルギー特別措置法第２条第２項に定める再生可能エネルギー発電設備をいいます。ただし，特定契約により再生可能エネルギー電気を供給する事業に係る発電設備等に限ります。）の受電地点に係る発電場所が発電バランシンググループに含まれる場合は，次のとおりといたします。
イ　附則４（発電量調整供給契約についての特別措置〔再生可能エネルギー発電設備〕）⑸または⑹に該当する場合で，インバランスリスク単価（再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則〔以下「再生可能エネルギー特別措置法施行規則」といいます。〕に定めるインバランスリスクに係る単価をいいます。）が異なる再生可能エネルギー発電設備をあわせて使用されるときは，同一の特定契約に係って受電する電気のみに係る発電バランシンググループ（以下「特例発電バランシンググループ」といいます。）に含まれる再生可能エネルギー発電設備に適用されるインバランスリスク単価が同一となるように特例発電バランシンググループを設定していただきます。	イ　附則４（発電量調整供給契約についての特別措置〔再生可能エネルギー発電設備〕）⑸または⑹に該当する場合で，インバランスリスク単価（再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則〔以下「再生可能エネルギー特別措置法施行規則」といいます。〕に定めるインバランスリスクに係る単価をいいます。）が異なる再生可能エネルギー発電設備をあわせて使用されるときは，同一の特定契約に係って受電する電気のみに係る発電バランシンググループ（以下「特例発電バランシンググループ」といいます。）に含まれる再生可能エネルギー発電設備に適用されるインバランスリスク単価が同一となるように特例発電バランシンググループを設定していただきます。
ロ　附則４（発電量調整供給契約についての特別措置〔再生可能エネルギー発電設備〕）⑸の適用を受ける再生可能エネルギー発電設備の受電地点に係る発電場所は，原則として発電量調整受電計画差対応補給	ロ　附則４（発電量調整供給契約についての特別措置〔再生可能エネルギー発電設備〕）⑸の適用を受ける再生可能エネルギー発電設備の受電地点に係る発電場所は，原則として発電量調整受電計画差対応補給

現　行（2024年10月１日実施）	変　更　後（2025年４月１日実施予定）
電力料金単価等が異なる複数のバランシンググループに属することはできないものといたします。 ハ　当社または特定送配電事業者の再生可能エネルギー電気卸供給約款にもとづき指定した再生可能エネルギー発電設備から電気を調達する場合，当社または特定送配電事業者の再生可能エネルギー電気卸供給約款にもとづき指定した再生可能エネルギー発電設備とそれ以外の再生可能エネルギー発電設備とが共に含まれないように発電バランシンググループを設定していただきます。この場合，再生可能エネルギー電気卸供給約款に係る発電場所は，１発電量調整供給契約に属するものといたします。 ⑸　需要抑制量調整供給の場合，当社は，原則として，あらかじめ定めた需要場所（ただし，需要場所が複数ある場合は，同一の一般送配電事業者の供給設備に接続するものといたします。また，分割接続供給の場合は，当該需要場所に係る接続供給契約といたします。）および需要抑制バランシンググループについて，１需要抑制量調整供給契約を結びます。 なお，低圧で電気の供給を受ける需要場所および当社または当社の供給区域で事業を営む配電事業者が指定する系統安定上必要な調整機能を有する負荷設備であって別途当社または当社の供給区域で事業を営む配電事業者と調整に関する契約を締結する設備（極短周期成分に対応する周波数制御用の調整機能のみを提供する場合を除きます。以下「調整負荷」といいます。）に該当する需要場所は，１需要抑制バランシンググループに属するものといたします。 また，需要抑制契約者が１需要抑制バランシンググループに係る需要場所を複数とすることを希望される場合は，需要者と電力需給に関する契約等を締結している契約者が同一で，かつ，需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量および需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量の算定方法となる31（電力および電力量の算定）⑭イまたはロが同一となるように需要抑制バランシンググループを設定していただきます。この場合，当該需要場所は複数の需要抑制バランシンググループに属することはできないものといたします。	電力料金単価等が異なる複数のバランシンググループに属することはできないものといたします。 ハ　当社または特定送配電事業者の再生可能エネルギー電気卸供給約款にもとづき指定した再生可能エネルギー発電設備から電気を調達する場合，当社または特定送配電事業者の再生可能エネルギー電気卸供給約款にもとづき指定した再生可能エネルギー発電設備とそれ以外の再生可能エネルギー発電設備とが共に含まれないように発電バランシンググループを設定していただきます。この場合，再生可能エネルギー電気卸供給約款に係る発電場所は，１発電量調整供給契約に属するものといたします。 ⑸　需要抑制量調整供給の場合，当社は，原則として，あらかじめ定めた需要場所（ただし，需要場所が複数ある場合は，同一の一般送配電事業者の供給設備に接続するものといたします。また，分割接続供給の場合は，当該需要場所に係る接続供給契約といたします。）および需要抑制バランシンググループについて，１需要抑制量調整供給契約を結びます。 なお，低圧で電気の供給を受ける需要場所および当社または当社の供給区域で事業を営む配電事業者が指定する系統安定上必要な調整機能を有する負荷設備であって別途当社または当社の供給区域で事業を営む配電事業者と調整に関する契約を締結する設備（極短周期成分に対応する周波数制御用の調整機能のみを提供する場合を除きます。以下「調整負荷」といいます。）に該当する需要場所は，１需要抑制バランシンググループに属するものといたします。 また，需要抑制契約者が１需要抑制バランシンググループに係る需要場所を複数とすることを希望される場合は，需要者と電力需給に関する契約等を締結している契約者が同一で，かつ，需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量および需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量の算定方法となる31（電力および電力量の算定）⑭イまたはロが同一となるように需要抑制バランシンググループを設定していただきます。この場合，当該需要場所は複数の需要抑制バランシンググループに属することはできないものといたします。

現　行（2024年10月１日実施）	変　更　後（2025年４月１日実施予定）
Ⅲ　料　　金	**Ⅲ　料　　金**
19　接続送電サービス ⑴　適　用　範　囲 小売電気事業，特定送配電事業または自己等への電気の供給の用に供する電気に適用いたします。 ⑵　接続送電サービス契約電力等 電灯定額接続送電サービスの適用を受ける場合を除き，接続送電サービス契約電力，接続送電サービス契約電流または接続送電サービス契約容量は，次によって供給地点ごとに定めます。 なお，分割接続供給の場合は，それぞれの契約者に係る接続送電サービス契約電力とあわせて，33（料金の算定）⑾にもとづき料金の調整を行なうために，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用したときの接続送電サービス契約電力を定めます。 イ　低圧で供給する場合または高圧で供給する場合で，接続送電サービス契約電力（分割接続供給の場合は，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用したときの接続送電サービス契約電力といたします。）が500キロワット未満となるとき。 ⑴　各月の接続送電サービス契約電力は，次の場合を除き，その１月の最大需要電力等と前11月の最大需要電力等のうち，いずれか大きい値といたします。 a　新たに接続送電サービスを利用される場合は，料金適用開始の日以降12月の期間の各月の接続送電サービス契約電力は，その１月の最大需要電力等と料金適用開始の日から前月までの最大需要電力等のうち，いずれか大きい値といたします。ただし，新たに接続送電サービスを利用される前から引き続き当社の供給設備を利用される場合には，新たに接続送電サービスを利用される前の電気の供給は，接続送電サービス契約電力の決定上，接続送電サービスによって受けた供給とみなします。 b　需要場所における受電設備を増加される場合等で，増加された日を含む１月の増加された日以降の期間の最大需要電力等の値がその１月の増加された日の前日までの期間の最大需要電力等と前11月の最大需要電力等のうちいずれか大きい値を上回るときは，その１月の増加された日の前日までの期間の接続送電サービス契約電力は，その期間の最大需要電力等と前11月の最大需要電力等のうちいずれか大きい値とし，その１月の増加された日以降の期間の接続送電サービス契約電力は，その期間の最大需要電力等の値といたします。	**19　接続送電サービス** ⑴　適　用　範　囲 小売電気事業，特定送配電事業または自己等への電気の供給の用に供する電気に適用いたします。 ⑵　接続送電サービス契約電力等 電灯定額接続送電サービスの適用を受ける場合を除き，接続送電サービス契約電力，接続送電サービス契約電流または接続送電サービス契約容量は，次によって供給地点ごとに定めます。 なお，分割接続供給の場合は，それぞれの契約者に係る接続送電サービス契約電力とあわせて，33（料金の算定）⑾にもとづき料金の調整を行なうために，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用したときの接続送電サービス契約電力を定めます。 イ　低圧で供給する場合または高圧で供給する場合で，接続送電サービス契約電力（分割接続供給の場合は，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用したときの接続送電サービス契約電力といたします。）が500キロワット未満となるとき。 ⑴　各月の接続送電サービス契約電力は，次の場合を除き，その１月の最大需要電力等と前11月の最大需要電力等のうち，いずれか大きい値といたします。 a　新たに接続送電サービスを利用される場合は，料金適用開始の日以降12月の期間の各月の接続送電サービス契約電力は，その１月の最大需要電力等と料金適用開始の日から前月までの最大需要電力等のうち，いずれか大きい値といたします。ただし，新たに接続送電サービスを利用される前から引き続き当社の供給設備を利用される場合には，新たに接続送電サービスを利用される前の電気の供給は，接続送電サービス契約電力の決定上，接続送電サービスによって受けた供給とみなします。 b　需要場所における受電設備を増加される場合等で，増加された日を含む１月の増加された日以降の期間の最大需要電力等の値がその１月の増加された日の前日までの期間の最大需要電力等と前11月の最大需要電力等のうちいずれか大きい値を上回るときは，その１月の増加された日の前日までの期間の接続送電サービス契約電力は，その期間の最大需要電力等と前11月の最大需要電力等のうちいずれか大きい値とし，その１月の増加された日以降の期間の接続送電サービス契約電力は，その期間の最大需要電力等の値といたします。

現　行（2024年10月１日実施）	変　更　後（2025年４月１日実施予定）
c　需要場所における受電設備を減少される場合等で，１年を通じての最大需要電力等が減少することが明らかなときは，減少された日を含む１月の減少された日の前日までの期間の接続送電サービス契約電力は，その期間の最大需要電力等と前11月の最大需要電力等のうちいずれか大きい値とし，減少された日以降12月の期間の各月の接続送電サービス契約電力（減少された日を含む１月の減少された日以降の期間については，その期間の接続送電サービス契約電力といたします。）は，需要場所における負荷設備および受電設備の内容，１年間を通じての最大の負荷，同一業種の負荷率，操業度等を基準として，契約者と当社との協議によって定めた値といたします。ただし，減少された日以降12月の期間で，その１月の最大需要電力等と減少された日から前月までの最大需要電力等のうちいずれか大きい値が契約者と当社との協議によって定めた値を上回る場合（減少された日を含む１月の減少された日以降の期間については，その期間の最大需要電力等の値が契約者と当社との協議によって定めた値を上回る場合といたします。）は，接続送電サービス契約電力は，その上回る最大需要電力等の値といたします。	c　需要場所における受電設備を減少される場合等で，１年を通じての最大需要電力等が減少することが明らかなときは，減少された日を含む１月の減少された日の前日までの期間の接続送電サービス契約電力は，その期間の最大需要電力等と前11月の最大需要電力等のうちいずれか大きい値とし，減少された日以降12月の期間の各月の接続送電サービス契約電力（減少された日を含む１月の減少された日以降の期間については，その期間の接続送電サービス契約電力といたします。）は，需要場所における負荷設備および受電設備の内容，１年間を通じての最大の負荷，同一業種の負荷率，操業度等を基準として，契約者と当社との協議によって定めた値といたします。ただし，減少された日以降12月の期間で，その１月の最大需要電力等と減少された日から前月までの最大需要電力等のうちいずれか大きい値が契約者と当社との協議によって定めた値を上回る場合（減少された日を含む１月の減少された日以降の期間については，その期間の最大需要電力等の値が契約者と当社との協議によって定めた値を上回る場合といたします。）は，接続送電サービス契約電力は，その上回る最大需要電力等の値といたします。
㈡　低圧で供給する場合で，契約者が電灯または小型機器を使用する需要者に供給し，かつ，契約者が希望されるときは，㈠にかかわらず，次により，接続送電サービス契約電流または接続送電サービス契約容量（６キロボルトアンペア以上となるときに限ります。）を定め，接続送電サービス契約電力に代えて適用いたします。	㈡　低圧で供給する場合で，契約者が電灯または小型機器を使用する需要者に供給し，かつ，契約者が希望されるときは，㈠にかかわらず，次により，接続送電サービス契約電流または接続送電サービス契約容量（６キロボルトアンペア以上となるときに限ります。）を定め，接続送電サービス契約電力に代えて適用いたします。
a　接続送電サービス契約電流	a　接続送電サービス契約電流
ⓐ　接続送電サービス契約電流は，５アンペア，10アンペア，15アンペア，20アンペア，30アンペア，40アンペア，50アンペアまたは60アンペアのいずれかとし，契約者の申出によって定めます。	ⓐ　接続送電サービス契約電流は，５アンペア，10アンペア，15アンペア，20アンペア，30アンペア，40アンペア，50アンペアまたは60アンペアのいずれかとし，契約者の申出によって定めます。
ⓑ　当社は，接続送電サービス契約電流に応じて電流制限器その他の適当な装置（以下「電流制限器等」といいます。）を取り付けます。ただし，契約者または需要者において使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が接続送電サービス契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には，当社は，電流制限器等を取り付けないことがあります。	ⓑ　当社は，接続送電サービス契約電流に応じて電流制限器その他の適当な装置（以下「電流制限器等」といいます。）を取り付けます。ただし，契約者または需要者において使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が接続送電サービス契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には，当社は，電流制限器等を取り付けないことがあります。
b　接続送電サービス契約容量	b　接続送電サービス契約容量
接続送電サービス契約容量は，契約主開閉器の定格電流にもとづき，別表３（契約電力および契約容量の算定方法）により算定された値といたします。この場合，あらかじめ契約主開閉器を設定していただきます。	接続送電サービス契約容量は，契約主開閉器の定格電流にもとづき，別表３（契約電力および契約容量の算定方法）により算定された値といたします。この場合，あらかじめ契約主開閉器を設定していただきます。

現　行（2024年10月１日実施）	変　更　後（2025年４月１日実施予定）
なお，当社は，契約主開閉器が制限できる電流を，必要に応じて確認いたします。	なお，当社は，契約主開閉器が制限できる電流を，必要に応じて確認いたします。
㈠　低圧で供給する場合で，契約者が動力を使用する需要者に供給し，かつ，契約者が希望されるときの接続送電サービス契約電力は，㈠にかかわらず，契約主開閉器の定格電流にもとづき，別表３（契約電力および契約容量の算定方法）により算定された値といたします。この場合，あらかじめ契約主開閉器を設定していただきます。 なお，当社は，契約主開閉器が制限できる電流を，必要に応じて確認いたします。	㈠　低圧で供給する場合で，契約者が動力を使用する需要者に供給し，かつ，契約者が希望されるときの接続送電サービス契約電力は，㈠にかかわらず，契約主開閉器の定格電流にもとづき，別表３（契約電力および契約容量の算定方法）により算定された値といたします。この場合，あらかじめ契約主開閉器を設定していただきます。 なお，当社は，契約主開閉器が制限できる電流を，必要に応じて確認いたします。
㈡　㈠の適用後１年に満たない場合は，㈢または㈠を適用いたしません。また，㈢または㈠の適用後１年に満たない場合は，㈠を適用いたしません。	㈡　㈠の適用後１年に満たない場合は，㈢または㈠を適用いたしません。また，㈢または㈠の適用後１年に満たない場合は，㈠を適用いたしません。
㈣　需要場所における主開閉器（低圧で供給する場合に限ります。），負荷設備または受電設備を変更される場合は，51（契約の変更）に準じて，あらかじめ申し出ていただきます。	㈣　需要場所における主開閉器（低圧で供給する場合に限ります。），負荷設備または受電設備を変更される場合は，51（契約の変更）に準じて，あらかじめ申し出ていただきます。
㈤　分割接続供給の場合におけるそれぞれの契約者に係る接続送電サービス契約電力は，次のとおりといたします。	㈤　分割接続供給の場合におけるそれぞれの契約者に係る接続送電サービス契約電力は，次のとおりといたします。
a　15（供給および契約の単位）⑵イにより当社が分割接続供給を行なう場合 非需要追随供給者に係る接続送電サービス契約電力は，双方の契約者と当社との協議によって定め，需要追随供給者に係る接続送電サービス契約電力は，31（電力および電力量の算定）⑲ロ㈠または㈡で定める最大需要電力等を用いて，イ㈠に準じて定めます。	a　15（供給および契約の単位）⑵イにより当社が分割接続供給を行なう場合 非需要追随供給者に係る接続送電サービス契約電力は，双方の契約者と当社との協議によって定め，需要追随供給者に係る接続送電サービス契約電力は，31（電力および電力量の算定）⑲ロ㈠または㈡で定める最大需要電力等を用いて，イ㈠に準じて定めます。
b　15（供給および契約の単位）⑵ロにより当社が分割接続供給を行なう場合 それぞれの契約者に係る接続送電サービス契約電力は，31（電力および電力量の算定）⑲ロ㈡で定める最大需要電力等を用いて，イ㈠に準じて定めます。	b　15（供給および契約の単位）⑵ロにより当社が分割接続供給を行なう場合 それぞれの契約者に係る接続送電サービス契約電力は，31（電力および電力量の算定）⑲ロ㈡で定める最大需要電力等を用いて，イ㈠に準じて定めます。
ロ　高圧で供給する場合で，接続送電サービス契約電力（分割接続供給の場合は，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用したときの接続送電サービス契約電力といたします。）が500キロワット以上となるときまたは特別高圧で供給する場合 接続送電サービス契約電力は，需要場所における負荷設備および受電設備の内容，１年間を通じての最大の負荷，同一業種の負荷率，操業度等を基準として，契約者と当社との協議によって定めます。 なお，新たに接続送電サービスを利用される場合等で，接続供給の開始日からの１年を通じての最大の負荷で契約することが適当でないと認められるときは，接続供給の開始日から１年間に限り，段階的に接続送電サービス契約電力を増加できるものといたします。	ロ　高圧で供給する場合で，接続送電サービス契約電力（分割接続供給の場合は，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用したときの接続送電サービス契約電力といたします。）が500キロワット以上となるときまたは特別高圧で供給する場合 接続送電サービス契約電力は，需要場所における負荷設備および受電設備の内容，１年間を通じての最大の負荷，同一業種の負荷率，操業度等を基準として，契約者と当社との協議によって定めます。 なお，新たに接続送電サービスを利用される場合等で，接続供給の開始日からの１年を通じての最大の負荷で契約することが適当でないと認められるときは，接続供給の開始日から１年間に限り，段階的に接続送電サービス契約電力を増加できるものといたします。

現　行（2024年10月１日実施）	変　更　後（2025年４月１日実施予定）
また，分割接続供給の場合におけるそれぞれの契約者に係る接続送電サービス契約電力は，それぞれの契約者と当社との協議によって定めます。	また，分割接続供給の場合におけるそれぞれの契約者に係る接続送電サービス契約電力は，それぞれの契約者と当社との協議によって定めます。
ハ　イ(ｲ)により接続送電サービス契約電力を定めている供給地点について，最大需要電力等が500キロワット以上となる場合は，接続送電サービス契約電力をロによってすみやかに定めることとし，それまでの間の接続送電サービス契約電力は，イ(ｲ)によって定めます。	ハ　イ(ｲ)により接続送電サービス契約電力を定めている供給地点について，最大需要電力等が500キロワット以上となる場合は，接続送電サービス契約電力をロによってすみやかに定めることとし，それまでの間の接続送電サービス契約電力は，イ(ｲ)によって定めます。
ニ　高圧または特別高圧で供給する場合で，需要者の発電設備の検査，補修または事故により生じた不足電力の補給にあてるための電気をあわせて供給するときの接続送電サービス契約電力は，イ，ロまたはハにかかわらず，当該不足電力の補給以外の供給分につき，イ，ロまたはハに準じて定めた値に，原則として，当該不足電力の補給の供給分につき，需要者の発電設備の容量を基準として，契約者と当社との協議によって定めた値を加えたものとし，分割接続供給の場合で，需要者の発電設備の検査，補修または事故により生じた不足電力の補給にあてるための電気をあわせて供給するときは，原則として，次のとおりといたします。	ニ　高圧または特別高圧で供給する場合で，需要者の発電設備の検査，補修または事故により生じた不足電力の補給にあてるための電気をあわせて供給するときの接続送電サービス契約電力は，イ，ロまたはハにかかわらず，当該不足電力の補給以外の供給分につき，イ，ロまたはハに準じて定めた値に，原則として，当該不足電力の補給の供給分につき，需要者の発電設備の容量を基準として，契約者と当社との協議によって定めた値を加えたものとし，分割接続供給の場合で，需要者の発電設備の検査，補修または事故により生じた不足電力の補給にあてるための電気をあわせて供給するときは，原則として，次のとおりといたします。
(ｲ)　15（供給および契約の単位）(2)イにより当社が分割接続供給を行なう場合 当該不足電力の補給にあてるための電気の供給は，需要追随供給者へ行なうものといたします。この場合，需要追随供給者に係る接続送電サービス契約電力は，イ，ロまたはハにかかわらず，当該不足電力の補給以外の供給分につき，イ，ロまたはハに準じて定めた値に，当該不足電力の補給の供給分につき，需要者の発電設備の容量を基準として，需要追随供給者と当社との協議によって定めた値を加えたものといたします。	(ｲ)　15（供給および契約の単位）(2)イにより当社が分割接続供給を行なう場合 当該不足電力の補給にあてるための電気の供給は，需要追随供給者へ行なうものといたします。この場合，需要追随供給者に係る接続送電サービス契約電力は，イ，ロまたはハにかかわらず，当該不足電力の補給以外の供給分につき，イ，ロまたはハに準じて定めた値に，当該不足電力の補給の供給分につき，需要者の発電設備の容量を基準として，需要追随供給者と当社との協議によって定めた値を加えたものといたします。
(ﾛ)　15（供給および契約の単位）(2)ロにより当社が分割接続供給を行なう場合 当該不足電力の補給にあてるための電気の供給は，双方の契約者へ行なうものといたします。この場合，双方の契約者に係る接続送電サービス契約電力は，イ，ロまたはハにかかわらず，当該不足電力の補給以外の供給分につき，イ，ロまたはハに準じて定めた値に，当該不足電力の補給の供給分につき，需要者の発電設備の容量を基準として，それぞれの契約者と当社との協議によって定めた値（双方の契約者に係る接続送電サービスにおいて，同じ値といたします。）を加えたものといたします。 また，当該不足電力の補給以外の供給分についてイ(ｲ)に準ずる場合で，需要場所における負荷設備または受電設備を変更されるときは，51（契約の変更）に準じて，あらかじめ申し出ていただきます。 なお，当社は，必要に応じて，需要者の発電設備の運転に関する記	(ﾛ)　15（供給および契約の単位）(2)ロにより当社が分割接続供給を行なう場合 当該不足電力の補給にあてるための電気の供給は，双方の契約者へ行なうものといたします。この場合，双方の契約者に係る接続送電サービス契約電力は，イ，ロまたはハにかかわらず，当該不足電力の補給以外の供給分につき，イ，ロまたはハに準じて定めた値に，当該不足電力の補給の供給分につき，需要者の発電設備の容量を基準として，それぞれの契約者と当社との協議によって定めた値（双方の契約者に係る接続送電サービスにおいて，同じ値といたします。）を加えたものといたします。 また，当該不足電力の補給以外の供給分についてイ(ｲ)に準ずる場合で，需要場所における負荷設備または受電設備を変更されるときは，51（契約の変更）に準じて，あらかじめ申し出ていただきます。 なお，当社は，必要に応じて，需要者の発電設備の運転に関する記

現　行（2024年10月１日実施）	変　更　後（2025年４月１日実施予定）
録を契約者から提出していただきます。 ⑶　接続送電サービス料金 接続送電サービス料金は，供給地点ごとに，供給電圧および接続送電サービスの種別に応じて，次により算定いたします。ただし，１供給地点につき２以上の接続送電サービスをあわせて契約する場合または１接続送電サービスにつき２以上の供給地点となる場合の接続送電サービス料金は，接続送電サービスごとに算定いたします。 なお，分割接続供給の場合は，それぞれの契約者に係る接続送電サービス料金とあわせて，33（料金の算定）⑾にもとづき料金の調整を行なうために，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用したときの接続送電サービス料金を算定いたします。 イ　低圧で供給する場合 ⑴　電灯定額接続送電サービス a　適　用　範　囲 契約者が電灯または小型機器を使用する需要者に供給する場合で，その総容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，各契約負荷設備ごとに別表４〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）が400ボルトアンペア以下であるときに適用いたします。 b　供給電気方式および供給電圧 供給電気方式および供給電圧は，交流単相２線式標準電圧100ボルトまたは200ボルトといたします。ただし，特別の事情がある場合には，交流単相３線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとすることがあります。 c　契約負荷設備 契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。 d　接続送電サービス料金 接続送電サービス料金は，電灯料金および小型機器料金の合計といたします。ただし，電灯料金または小型機器料金は，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴イによって算定された離島平均燃料価格が別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴イによって算定された離島平均燃料価格が別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。 ⑷　電　灯　料　金	録を契約者から提出していただきます。 ⑶　接続送電サービス料金 接続送電サービス料金は，供給地点ごとに，供給電圧および接続送電サービスの種別に応じて，次により算定いたします。ただし，１供給地点につき２以上の接続送電サービスをあわせて契約する場合または１接続送電サービスにつき２以上の供給地点となる場合の接続送電サービス料金は，接続送電サービスごとに算定いたします。 なお，分割接続供給の場合は，それぞれの契約者に係る接続送電サービス料金とあわせて，33（料金の算定）⑾にもとづき料金の調整を行なうために，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用したときの接続送電サービス料金を算定いたします。 イ　低圧で供給する場合 ⑴　電灯定額接続送電サービス a　適　用　範　囲 契約者が電灯または小型機器を使用する需要者に供給する場合で，その総容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，各契約負荷設備ごとに別表４〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）が400ボルトアンペア以下であるときに適用いたします。 b　供給電気方式および供給電圧 供給電気方式および供給電圧は，交流単相２線式標準電圧100ボルトまたは200ボルトといたします。ただし，特別の事情がある場合には，交流単相３線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとすることがあります。 c　契約負荷設備 契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。 d　接続送電サービス料金 接続送電サービス料金は，電灯料金および小型機器料金の合計といたします。ただし，電灯料金または小型機器料金は，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴イによって算定された離島平均燃料価格が別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴イによって算定された離島平均燃料価格が別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。 ⑷　電　灯　料　金

現　行（2024年10月１日実施）	変　更　後（2025年４月１日実施予定）
ⅰ　電灯料金は，各契約負荷設備ごとに１月につき次のとおりといたします。	ⅰ　電灯料金は，各契約負荷設備ごとに１月につき次のとおりといたします。

10ワットまでの１灯につき	３９円０９銭
10ワットをこえ20ワットまでの１灯につき	７８円１９銭
20ワットをこえ40ワットまでの１灯につき	１５６円３７銭
40ワットをこえ60ワットまでの１灯につき	２３４円５５銭
60ワットをこえ100ワットまでの１灯につき	３９０円９３銭
100ワットをこえる１灯につき100ワットまでごとに	３９０円９３銭

ⅱ　ネオン管灯，けい光灯，水銀灯等は，管灯および付属装置を一括して容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，別表４〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）を算定し，その容量につき１ボルトアンペアを１ワットとみなして電灯料金を適用いたします。

ⅲ　多灯式けい光灯等は，その合計によって容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，別表４〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）を算定し，その容量につき１ボルトアンペアを１ワットとみなして電灯料金を適用いたします。

(b)　小型機器料金

小型機器料金は，各契約負荷設備ごとにその容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，別表４〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）に応じ１月につき次のとおりといたします。

50ボルトアンペアまでの１機器につき	１１６円７７銭
50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの１機器につき	２３３円５３銭
100ボルトアンペアをこえる１機器につき50ボルトアンペアまでごとに	１１６円７７銭

ｅ　そ　　の　　他

特別の事情がある場合は，契約者と当社との協議によって，

ⅱ　ネオン管灯，けい光灯，水銀灯等は，管灯および付属装置を一括して容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，別表４〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）を算定し，その容量につき１ボルトアンペアを１ワットとみなして電灯料金を適用いたします。

ⅲ　多灯式けい光灯等は，その合計によって容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，別表４〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）を算定し，その容量につき１ボルトアンペアを１ワットとみなして電灯料金を適用いたします。

(b)　小型機器料金

小型機器料金は，各契約負荷設備ごとにその容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，別表４〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）に応じ１月につき次のとおりといたします。

50ボルトアンペアまでの１機器につき	１１６円７７銭
50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの１機器につき	２３３円５３銭
100ボルトアンペアをこえる１機器につき50ボルトアンペアまでごとに	１１６円７７銭

ｅ　そ　　の　　他

特別の事情がある場合は，契約者と当社との協議によって，

現　行（2024年10月１日実施）	変　更　後（2025年４月１日実施予定）
㈡ａ㈢，㈣ａまたは㈤ａにかかわらず，電灯標準接続送電サービス，電灯時間帯別接続送電サービスまたは電灯従量接続送電サービス（自己等への電気の供給の用に供する接続供給の場合に限ります。）を適用することがあります。	㈡ａ㈢，㈣ａまたは㈤ａにかかわらず，電灯標準接続送電サービス，電灯時間帯別接続送電サービスまたは電灯従量接続送電サービス（自己等への電気の供給の用に供する接続供給の場合に限ります。）を適用することがあります。
㈡　電灯標準接続送電サービス	㈡　電灯標準接続送電サービス
ａ　適　用　範　囲	ａ　適　用　範　囲
契約者が電灯または小型機器を使用する需要者に供給する場合で，次のいずれにも該当するときに適用いたします。	契約者が電灯または小型機器を使用する需要者に供給する場合で，次のいずれにも該当するときに適用いたします。
㈠　⑵イ㈠により接続送電サービス契約電力を定める場合は接続送電サービス契約電力が原則として50キロワット未満であり，⑵イ㈡ｂにより接続送電サービス契約容量を定める場合は接続送電サービス契約容量が原則として50キロボルトアンペア未満であること。	㈠　⑵イ㈠により接続送電サービス契約電力を定める場合は接続送電サービス契約電力が原則として50キロワット未満であり，⑵イ㈡ｂにより接続送電サービス契約容量を定める場合は接続送電サービス契約容量が原則として50キロボルトアンペア未満であること。
㈡　１需要場所において，動力標準接続送電サービス，動力時間帯別接続送電サービスまたは動力従量接続送電サービスとあわせて契約する場合は，接続送電サービス契約電力の合計または接続送電サービス契約電力と接続送電サービス契約電流もしくは接続送電サービス契約容量との合計（この場合，10アンペアおよび１キロボルトアンペアを１キロワットとみなします。）が原則として50キロワット未満であること。	㈡　１需要場所において，動力標準接続送電サービス，動力時間帯別接続送電サービスまたは動力従量接続送電サービスとあわせて契約する場合は，接続送電サービス契約電力の合計または接続送電サービス契約電力と接続送電サービス契約電流もしくは接続送電サービス契約容量との合計（この場合，10アンペアおよび１キロボルトアンペアを１キロワットとみなします。）が原則として50キロワット未満であること。
㈢　電灯定額接続送電サービスを適用できないこと。	㈢　電灯定額接続送電サービスを適用できないこと。
ただし，契約者が希望され，かつ，電気の使用状態，当社の供給設備の状況等から当社が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めた場合は，㈠および㈢に該当し，かつ，㈡の接続送電サービス契約電力の合計または接続送電サービス契約電力と接続送電サービス契約電流もしくは接続送電サービス契約容量との合計（この場合，10アンペアおよび１キロボルトアンペアを１キロワットとみなします。）が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合，当社は，需要者の土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。	ただし，契約者が希望され，かつ，電気の使用状態，当社の供給設備の状況等から当社が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めた場合は，㈠および㈢に該当し，かつ，㈡の接続送電サービス契約電力の合計または接続送電サービス契約電力と接続送電サービス契約電流もしくは接続送電サービス契約容量との合計（この場合，10アンペアおよび１キロボルトアンペアを１キロワットとみなします。）が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合，当社は，需要者の土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。
ｂ　供給電気方式および供給電圧	ｂ　供給電気方式および供給電圧
供給電気方式および供給電圧は，交流単相２線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相３線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトといたします。ただし，技術上やむをえない場合には，交流３相３線式標準電圧200ボルトとすることがあります。	供給電気方式および供給電圧は，交流単相２線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相３線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトといたします。ただし，技術上やむをえない場合には，交流３相３線式標準電圧200ボルトとすることがあります。
ｃ　接続送電サービス料金	ｃ　接続送電サービス料金
接続送電サービス料金は，基本料金および電力量料金の合計といたします。ただし，電力量料金は，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴イによって算定された離島平均燃料価格が別表	接続送電サービス料金は，基本料金および電力量料金の合計といたします。ただし，電力量料金は，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴イによって算定された離島平均燃料価格が別表

現　行（2024年10月１日実施）	変　更　後（2025年４月１日実施予定）
５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴イによって算定された離島平均燃料価格が別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。	５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴イによって算定された離島平均燃料価格が別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。
⒜　基　本　料　金 基本料金は，１月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。	⒜　基　本　料　金 基本料金は，１月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。
ⅰ　⑵イ⑷により接続送電サービス契約電力を定める場合	ⅰ　⑵イ⑷により接続送電サービス契約電力を定める場合
接続送電サービス契約電力１キロワットにつき　２２７円３８銭	接続送電サービス契約電力１キロワットにつき　２２７円３８銭
ただし，接続送電サービス契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は，接続送電サービス契約電力が１キロワットの場合の基本料金の半額といたします。	ただし，接続送電サービス契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は，接続送電サービス契約電力が１キロワットの場合の基本料金の半額といたします。
ⅱ　⑵イ⑵により接続送電サービス契約電流または接続送電サービス契約容量を定める場合	ⅱ　⑵イ⑵により接続送電サービス契約電流または接続送電サービス契約容量を定める場合
接続送電サービス契約容量１キロボルトアンペアにつき　１６２円２４銭	接続送電サービス契約容量１キロボルトアンペアにつき　１６２円２４銭
ただし，⑵イ⑵ａにより接続送電サービス契約電流を定める場合は，基本料金の算定上，10アンペアを１キロボルトアンペアとみなします。また，接続送電サービス契約電流が５アンペアまたは15アンペアの場合の基本料金は，次のとおりといたします。	ただし，⑵イ⑵ａにより接続送電サービス契約電流を定める場合は，基本料金の算定上，10アンペアを１キロボルトアンペアとみなします。また，接続送電サービス契約電流が５アンペアまたは15アンペアの場合の基本料金は，次のとおりといたします。
接続送電サービス契約電流５アンペア　８１円１３銭	接続送電サービス契約電流５アンペア　８１円１３銭
接続送電サービス契約電流15アンペア　２４３円３６銭	接続送電サービス契約電流15アンペア　２４３円３６銭
⒝　電　力　量　料　金 電力量料金は，その１月の接続供給電力量によって算定いたします。	⒝　電　力　量　料　金 電力量料金は，その１月の接続供給電力量によって算定いたします。

現　行（2024年10月１日実施）	変　更　後（2025年４月１日実施予定）
１キロワット時につき　7円８７銭	１キロワット時につき　7円８７銭
㈥　電灯時間帯別接続送電サービス a　適　用　範　囲 ㈡ａの適用範囲に該当し，契約者が希望される場合に適用いたします。 b　供給電気方式および供給電圧 供給電気方式および供給電圧は，交流単相２線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相３線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトといたします。ただし，技術上やむをえない場合には，交流３相３線式標準電圧200ボルトとすることがあります。 c　接続送電サービス料金 接続送電サービス料金は，基本料金および電力量料金の合計といたします。ただし，電力量料金は，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴イによって算定された離島平均燃料価格が別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴イによって算定された離島平均燃料価格が別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。 ㈠　基　本　料　金 基本料金は，１月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。 ⅰ　⑵イ㈠により接続送電サービス契約電力を定める場合	㈥　電灯時間帯別接続送電サービス a　適　用　範　囲 ㈡ａの適用範囲に該当し，契約者が希望される場合に適用いたします。 b　供給電気方式および供給電圧 供給電気方式および供給電圧は，交流単相２線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相３線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトといたします。ただし，技術上やむをえない場合には，交流３相３線式標準電圧200ボルトとすることがあります。 c　接続送電サービス料金 接続送電サービス料金は，基本料金および電力量料金の合計といたします。ただし，電力量料金は，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴イによって算定された離島平均燃料価格が別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴イによって算定された離島平均燃料価格が別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。 ㈠　基　本　料　金 基本料金は，１月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。 ⅰ　⑵イ㈠により接続送電サービス契約電力を定める場合
接続送電サービス契約電力１キロワットにつき　２２７円３８銭	接続送電サービス契約電力１キロワットにつき　２２７円３８銭
ただし，接続送電サービス契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は，接続送電サービス契約電力が１キロワットの場合の基本料金の半額といたします。 ⅱ　⑵イ㈡により接続送電サービス契約電流または接続送電サービス契約容量を定める場合	ただし，接続送電サービス契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は，接続送電サービス契約電力が１キロワットの場合の基本料金の半額といたします。 ⅱ　⑵イ㈡により接続送電サービス契約電流または接続送電サービス契約容量を定める場合

現　行（2024年10月１日実施）	変　更　後（2025年４月１日実施予定）

接続送電サービス契約容量１キロボルトアンペアにつき	１６２円２４銭

ただし，⑵イ㈡ａにより接続送電サービス契約電流を定める場合は，基本料金の算定上，10アンペアを１キロボルトアンペアとみなします。また，接続送電サービス契約電流が５アンペアまたは15アンペアの場合の基本料金は，次のとおりといたします。

接続送電サービス契約電流５アンペア	８１円１３銭
接続送電サービス契約電流15アンペア	２４３円３６銭

ｂ　電　力　量　料　金

電力量料金は，その１月の時間帯別の接続供給電力量によって算定いたします。

ｉ　昼　間　時　間

１キロワット時につき	８円２６銭

ii　夜　間　時　間

１キロワット時につき	７円４４銭

㈢　電灯従量接続送電サービス

ａ　適　用　範　囲

㈡ａの適用範囲に該当し，自己等への電気の供給の用に供する接続供給の場合で，契約者が希望されるときに適用いたします。

ｂ　供給電気方式および供給電圧

供給電気方式および供給電圧は，交流単相２線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相３線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトといたします。ただし，技術上やむをえない場合には，交流３相３線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

ｃ　接続送電サービス料金

接続送電サービス料金は，その１月の接続供給電力量によって算定いたします。ただし，別表５（離島ユニバーサルサービス調

接続送電サービス契約容量１キロボルトアンペアにつき	１６２円２４銭

ただし，⑵イ㈡ａにより接続送電サービス契約電流を定める場合は，基本料金の算定上，10アンペアを１キロボルトアンペアとみなします。また，接続送電サービス契約電流が５アンペアまたは15アンペアの場合の基本料金は，次のとおりといたします。

接続送電サービス契約電流５アンペア	８１円１３銭
接続送電サービス契約電流15アンペア	２４３円３６銭

ｂ　電　力　量　料　金

電力量料金は，その１月の時間帯別の接続供給電力量によって算定いたします。

ｉ　昼　間　時　間

１キロワット時につき	８円２６銭

ii　夜　間　時　間

１キロワット時につき	７円４４銭

㈢　電灯従量接続送電サービス

ａ　適　用　範　囲

㈡ａの適用範囲に該当し，自己等への電気の供給の用に供する接続供給の場合で，契約者が希望されるときに適用いたします。

ｂ　供給電気方式および供給電圧

供給電気方式および供給電圧は，交流単相２線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相３線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトといたします。ただし，技術上やむをえない場合には，交流３相３線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

ｃ　接続送電サービス料金

接続送電サービス料金は，その１月の接続供給電力量によって算定いたします。ただし，別表５（離島ユニバーサルサービス調

現　行（2024年10月１日実施）	変　更　後（2025年４月１日実施予定）
整）⑴イによって算定された離島平均燃料価格が別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴イによって算定された離島平均燃料価格が別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。	整）⑴イによって算定された離島平均燃料価格が別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴イによって算定された離島平均燃料価格が別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。
１キロワット時につき　１１円５９銭	１キロワット時につき　１１円５９銭
㈱　動力標準接続送電サービス	㈱　動力標準接続送電サービス
a　適　用　範　囲	a　適　用　範　囲
契約者が動力を使用する需要者に供給する場合で，次のいずれにも該当するときに適用いたします。	契約者が動力を使用する需要者に供給する場合で，次のいずれにも該当するときに適用いたします。
⑷　接続送電サービス契約電力が原則として50キロワット未満であること。	⑷　接続送電サービス契約電力が原則として50キロワット未満であること。
⑹　１需要場所において，電灯標準接続送電サービス，電灯時間帯別接続送電サービスまたは電灯従量接続送電サービスとあわせて契約する場合は，接続送電サービス契約電力の合計または接続送電サービス契約電力と接続送電サービス契約電流もしくは接続送電サービス契約容量との合計（この場合，10アンペアおよび１キロボルトアンペアを１キロワットとみなします。）が原則として50キロワット未満であること。	⑹　１需要場所において，電灯標準接続送電サービス，電灯時間帯別接続送電サービスまたは電灯従量接続送電サービスとあわせて契約する場合は，接続送電サービス契約電力の合計または接続送電サービス契約電力と接続送電サービス契約電流もしくは接続送電サービス契約容量との合計（この場合，10アンペアおよび１キロボルトアンペアを１キロワットとみなします。）が原則として50キロワット未満であること。
ただし，契約者が希望され，かつ，電気の使用状態，当社の供給設備の状況等から当社が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めた場合は，⑷に該当し，かつ，⑹の接続送電サービス契約電力の合計または接続送電サービス契約電力と接続送電サービス契約電流もしくは接続送電サービス契約容量との合計（この場合，10アンペアおよび１キロボルトアンペアを１キロワットとみなします。）が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合，当社は，需要者の土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。	ただし，契約者が希望され，かつ，電気の使用状態，当社の供給設備の状況等から当社が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めた場合は，⑷に該当し，かつ，⑹の接続送電サービス契約電力の合計または接続送電サービス契約電力と接続送電サービス契約電流もしくは接続送電サービス契約容量との合計（この場合，10アンペアおよび１キロボルトアンペアを１キロワットとみなします。）が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合，当社は，需要者の土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。
b　供給電気方式および供給電圧	b　供給電気方式および供給電圧
供給電気方式および供給電圧は，交流３相３線式標準電圧200ボルトといたします。ただし，技術上やむをえない場合には，交流単相２線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相３線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとすることがありま	供給電気方式および供給電圧は，交流３相３線式標準電圧200ボルトといたします。ただし，技術上やむをえない場合には，交流単相２線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相３線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとすることがありま

現　行（2024年10月１日実施）	変　更　後（2025年４月１日実施予定）
す。 c　接続送電サービス料金 接続送電サービス料金は，基本料金および電力量料金の合計といたします。ただし，電力量料金は，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴イによって算定された離島平均燃料価格が別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴イによって算定された離島平均燃料価格が別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。 ⒜　基　本　料　金 基本料金は，１月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。 ⅰ　⑵イ⑷により接続送電サービス契約電力を定める場合	す。 c　接続送電サービス料金 接続送電サービス料金は，基本料金および電力量料金の合計といたします。ただし，電力量料金は，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴イによって算定された離島平均燃料価格が別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴イによって算定された離島平均燃料価格が別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。 ⒜　基　本　料　金 基本料金は，１月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。 ⅰ　⑵イ⑷により接続送電サービス契約電力を定める場合
接続送電サービス契約電力１キロワットにつき　５７１円４４銭	接続送電サービス契約電力１キロワットにつき　５７１円４４銭
ただし，接続送電サービス契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は，接続送電サービス契約電力が１キロワットの場合の基本料金の半額といたします。 ⅱ　⑵イ⑸により接続送電サービス契約電力を定める場合	ただし，接続送電サービス契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は，接続送電サービス契約電力が１キロワットの場合の基本料金の半額といたします。 ⅱ　⑵イ⑸により接続送電サービス契約電力を定める場合
接続送電サービス契約電力１キロワットにつき　３７９円２６銭	接続送電サービス契約電力１キロワットにつき　３７９円２６銭
ただし，接続送電サービス契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は，接続送電サービス契約電力が１キロワットの場合の基本料金の半額といたします。 ⒝　電　力　量　料　金 電力量料金は，その１月の接続供給電力量によって算定いたします。	ただし，接続送電サービス契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は，接続送電サービス契約電力が１キロワットの場合の基本料金の半額といたします。 ⒝　電　力　量　料　金 電力量料金は，その１月の接続供給電力量によって算定いたします。
１キロワット時につき　5円５８銭	１キロワット時につき　5円５８銭

現　行（2024年10月１日実施）	変　更　後（2025年４月１日実施予定）
⑹　そ　　の　　他 接続供給電力量が僅少であるため計量できないことが見込まれる場合等特別の事情がある場合で，当社が適当と認めるときは，基本料金のみといたします。 d　そ　　の　　他 変圧器，発電設備等その他を介して，電灯または小型機器を使用することはできません。 ㈡　動力時間帯別接続送電サービス a　適　用　範　囲 ㈠ａの適用範囲に該当し，契約者が希望される場合に適用いたします。 b　供給電気方式および供給電圧 供給電気方式および供給電圧は，交流３相３線式標準電圧200ボルトといたします。ただし，技術上やむをえない場合には，交流単相２線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相３線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとすることがあります。 c　接続送電サービス料金 接続送電サービス料金は，基本料金および電力量料金の合計といたします。ただし，電力量料金は，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴イによって算定された離島平均燃料価格が別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴イによって算定された離島平均燃料価格が別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。 ⑻　基　本　料　金 基本料金は，１月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。 ｉ　⑵イ㈠により接続送電サービス契約電力を定める場合	⑹　そ　　の　　他 接続供給電力量が僅少であるため計量できないことが見込まれる場合等特別の事情がある場合で，当社が適当と認めるときは，基本料金のみといたします。 d　そ　　の　　他 変圧器，発電設備等その他を介して，電灯または小型機器を使用することはできません。 ㈡　動力時間帯別接続送電サービス a　適　用　範　囲 ㈠ａの適用範囲に該当し，契約者が希望される場合に適用いたします。 b　供給電気方式および供給電圧 供給電気方式および供給電圧は，交流３相３線式標準電圧200ボルトといたします。ただし，技術上やむをえない場合には，交流単相２線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相３線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとすることがあります。 c　接続送電サービス料金 接続送電サービス料金は，基本料金および電力量料金の合計といたします。ただし，電力量料金は，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴イによって算定された離島平均燃料価格が別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴イによって算定された離島平均燃料価格が別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。 ⑻　基　本　料　金 基本料金は，１月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。 ｉ　⑵イ㈠により接続送電サービス契約電力を定める場合
接続送電サービス契約電力１キロワットにつき　５７１円４４銭	接続送電サービス契約電力１キロワットにつき　５７１円４４銭
ただし，接続送電サービス契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は，接続送電サービス契約電力が１キロワット	ただし，接続送電サービス契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は，接続送電サービス契約電力が１キロワット

現　行（2024年10月１日実施）	変　更　後（2025年４月１日実施予定）
の場合の基本料金の半額といたします。 ii　⑵イ㈠により接続送電サービス契約電力を定める場合	の場合の基本料金の半額といたします。 ii　⑵イ㈠により接続送電サービス契約電力を定める場合
接続送電サービス契約電力１キロワットにつき　３７９円２６銭	接続送電サービス契約電力１キロワットにつき　３７９円２６銭
ただし，接続送電サービス契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は，接続送電サービス契約電力が１キロワットの場合の基本料金の半額といたします。	ただし，接続送電サービス契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は，接続送電サービス契約電力が１キロワットの場合の基本料金の半額といたします。
㈡　電力量料金 電力量料金は，その１月の時間帯別の接続供給電力量によって算定いたします。 i　昼間時間	㈡　電力量料金 電力量料金は，その１月の時間帯別の接続供給電力量によって算定いたします。 i　昼間時間
１キロワット時につき　5円８４銭	１キロワット時につき　5円８４銭
ii　夜間時間	ii　夜間時間
１キロワット時につき　5円２９銭	１キロワット時につき　5円２９銭
㈢　その他 接続供給電力量が僅少であるため計量できないことが見込まれる場合等特別の事情がある場合で，当社が適当と認めるときは，基本料金のみといたします。 d　その他 変圧器，発電設備等その他を介して，電灯または小型機器を使用することはできません。	㈢　その他 接続供給電力量が僅少であるため計量できないことが見込まれる場合等特別の事情がある場合で，当社が適当と認めるときは，基本料金のみといたします。 d　その他 変圧器，発電設備等その他を介して，電灯または小型機器を使用することはできません。
㈣　動力従量接続送電サービス a　適用範囲 ㈱ａの適用範囲に該当し，自己等への電気の供給の用に供する接続供給の場合で，契約者が希望されるときに適用いたします。 b　供給電気方式および供給電圧 供給電気方式および供給電圧は，交流３相３線式標準電圧200ボルトといたします。ただし，技術上やむをえない場合には，交流単相２線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相３線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとすることがあります。 c　接続送電サービス料金	㈣　動力従量接続送電サービス a　適用範囲 ㈱ａの適用範囲に該当し，自己等への電気の供給の用に供する接続供給の場合で，契約者が希望されるときに適用いたします。 b　供給電気方式および供給電圧 供給電気方式および供給電圧は，交流３相３線式標準電圧200ボルトといたします。ただし，技術上やむをえない場合には，交流単相２線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相３線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとすることがあります。 c　接続送電サービス料金

現　行（2024年10月１日実施）	変　更　後（2025年４月１日実施予定）
接続送電サービス料金は，その１月の接続供給電力量によって算定いたします。ただし，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴イによって算定された離島平均燃料価格が別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴イによって算定された離島平均燃料価格が別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。	接続送電サービス料金は，その１月の接続供給電力量によって算定いたします。ただし，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴イによって算定された離島平均燃料価格が別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴イによって算定された離島平均燃料価格が別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。
１キロワット時につき　１４円９５銭	１キロワット時につき　１４円９５銭
d　そ　の　他 変圧器，発電設備等その他を介して，電灯または小型機器を使用することはできません。	d　そ　の　他 変圧器，発電設備等その他を介して，電灯または小型機器を使用することはできません。
ロ　高圧で供給する場合	ロ　高圧で供給する場合
⑷　高圧標準接続送電サービス	⑷　高圧標準接続送電サービス
a　適　用　範　囲 接続送電サービス契約電力（分割接続供給の場合は，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用したときの接続送電サービス契約電力といたします。）が原則として50キロワット以上であり，かつ，2,000キロワット未満である場合に適用いたします。ただし，特別の事情がある場合で，契約者の希望があるときは，接続送電サービス契約電力が50キロワット未満である場合についても適用することがあります。	a　適　用　範　囲 接続送電サービス契約電力（分割接続供給の場合は，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用したときの接続送電サービス契約電力といたします。）が原則として50キロワット以上であり，かつ，2,000キロワット未満である場合に適用いたします。ただし，特別の事情がある場合で，契約者の希望があるときは，接続送電サービス契約電力が50キロワット未満である場合についても適用することがあります。
b　供給電気方式および供給電圧 供給電気方式および供給電圧は，交流３相３線式標準電圧6,000ボルトといたします。	b　供給電気方式および供給電圧 供給電気方式および供給電圧は，交流３相３線式標準電圧6,000ボルトといたします。
c　接続送電サービス料金 接続送電サービス料金は，基本料金および電力量料金の合計といたします。ただし，基本料金は，ニによって力率割引または割増しをする場合は，力率割引または割増しをしたものといたします。また，電力量料金は，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴イによって算定された離島平均燃料価格が別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたもの	c　接続送電サービス料金 接続送電サービス料金は，基本料金および電力量料金の合計といたします。ただし，基本料金は，ニによって力率割引または割増しをする場合は，力率割引または割増しをしたものといたします。また，電力量料金は，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴イによって算定された離島平均燃料価格が別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたもの

現　行（2024年10月１日実施）	変　更　後（2025年４月１日実施予定）
とし，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴イによって算定された離島平均燃料価格が別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。	とし，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴イによって算定された離島平均燃料価格が別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。
⒜　基　本　料　金 基本料金は，１月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合（予備送電サービスによって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は，半額といたします。また，当社が分割接続供給を行なう供給地点において，33（料金の算定）⑾にもとづき料金の調整を行なうために算定する，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービスの基本料金は，双方の契約者がまったく電気を使用しないとき（予備送電サービスによって電気を使用したときを除きます。）に限り，半額といたします。 なお，⑵ニによって接続送電サービス契約電力を定める供給地点において電気を使用された場合で，需要者の発電設備の検査，補修または事故により生じた不足電力の補給にあてるための電気をまったく使用しないときは，当該不足電力の補給分に相当する基本料金は，半額といたします。ただし，当社が分割接続供給を行なう供給地点において，33（料金の算定）⑾にもとづき料金の調整を行なうために算定する，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービスにおける当該不足電力の補給分に相当する基本料金は，双方の契約者が需要者の発電設備の検査，補修または事故により生じた不足電力の補給にあてるための電気をまったく使用しないときに限り，半額といたします。 また，その１月に前月から継続して需要者の発電設備の検査，補修または事故により生じた不足電力の補給にあてるための電気を使用した期間がある場合で，その期間が前月の当該電気を使用しなかった期間を上回らないときは，その期間における当該電気の使用は，前月におけるものとみなします。	⒜　基　本　料　金 基本料金は，１月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合（予備送電サービスによって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は，半額といたします。また，当社が分割接続供給を行なう供給地点において，33（料金の算定）⑾にもとづき料金の調整を行なうために算定する，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービスの基本料金は，双方の契約者がまったく電気を使用しないとき（予備送電サービスによって電気を使用したときを除きます。）に限り，半額といたします。 なお，⑵ニによって接続送電サービス契約電力を定める供給地点において電気を使用された場合で，需要者の発電設備の検査，補修または事故により生じた不足電力の補給にあてるための電気をまったく使用しないときは，当該不足電力の補給分に相当する基本料金は，半額といたします。ただし，当社が分割接続供給を行なう供給地点において，33（料金の算定）⑾にもとづき料金の調整を行なうために算定する，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービスにおける当該不足電力の補給分に相当する基本料金は，双方の契約者が需要者の発電設備の検査，補修または事故により生じた不足電力の補給にあてるための電気をまったく使用しないときに限り，半額といたします。 また，その１月に前月から継続して需要者の発電設備の検査，補修または事故により生じた不足電力の補給にあてるための電気を使用した期間がある場合で，その期間が前月の当該電気を使用しなかった期間を上回らないときは，その期間における当該電気の使用は，前月におけるものとみなします。
接続送電サービス契約電力１キロワットにつき　５５３円２８銭	接続送電サービス契約電力１キロワットにつき　５５３円２８銭
⒝　電　力　量　料　金 電力量料金は，その１月の接続供給電力量によって算定いたします。	⒝　電　力　量　料　金 電力量料金は，その１月の接続供給電力量によって算定いたします。

現　行（2024年10月１日実施）	変　更　後（2025年４月１日実施予定）
１キロワット時につき　２円６１銭	１キロワット時につき　２円６１銭
㈡　高圧時間帯別接続送電サービス a　適　用　範　囲 ㈠ａの適用範囲に該当し，契約者が希望される場合に適用いたします。 b　供給電気方式および供給電圧 供給電気方式および供給電圧は，交流３相３線式標準電圧6,000ボルトといたします。 c　接続送電サービス料金 接続送電サービス料金は，基本料金および電力量料金の合計といたします。ただし，基本料金は，ニによって力率割引または割増しをする場合は，力率割引または割増しをしたものといたします。また，電力量料金は，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴イによって算定された離島平均燃料価格が別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴イによって算定された離島平均燃料価格が別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。 ⒜　基　本　料　金 基本料金は，１月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合（予備送電サービスによって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は，半額といたします。また，当社が分割接続供給を行なう供給地点において，33（料金の算定）⑾にもとづき料金の調整を行なうために算定する，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービスの基本料金は，双方の契約者がまったく電気を使用しないとき（予備送電サービスによって電気を使用したときを除きます。）に限り，半額といたします。 なお，⑵ニによって接続送電サービス契約電力を定める供給地点において電気を使用された場合で，需要者の発電設備の検査，補修または事故により生じた不足電力の補給にあてるための電気をまったく使用しないときは，当該不足電力の補給分に相当する基本料金は，半額といたします。ただし，当社が分割	㈡　高圧時間帯別接続送電サービス a　適　用　範　囲 ㈠ａの適用範囲に該当し，契約者が希望される場合に適用いたします。 b　供給電気方式および供給電圧 供給電気方式および供給電圧は，交流３相３線式標準電圧6,000ボルトといたします。 c　接続送電サービス料金 接続送電サービス料金は，基本料金および電力量料金の合計といたします。ただし，基本料金は，ニによって力率割引または割増しをする場合は，力率割引または割増しをしたものといたします。また，電力量料金は，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴イによって算定された離島平均燃料価格が別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴イによって算定された離島平均燃料価格が別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。 ⒜　基　本　料　金 基本料金は，１月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合（予備送電サービスによって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は，半額といたします。また，当社が分割接続供給を行なう供給地点において，33（料金の算定）⑾にもとづき料金の調整を行なうために算定する，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービスの基本料金は，双方の契約者がまったく電気を使用しないとき（予備送電サービスによって電気を使用したときを除きます。）に限り，半額といたします。 なお，⑵ニによって接続送電サービス契約電力を定める供給地点において電気を使用された場合で，需要者の発電設備の検査，補修または事故により生じた不足電力の補給にあてるための電気をまったく使用しないときは，当該不足電力の補給分に相当する基本料金は，半額といたします。ただし，当社が分割

現　行（2024年10月１日実施）	変　更　後（2025年４月１日実施予定）
接続供給を行なう供給地点において，33（料金の算定）㈣にもとづき料金の調整を行なうために算定する，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービスにおける当該不足電力の補給分に相当する基本料金は，双方の契約者が需要者の発電設備の検査，補修または事故により生じた不足電力の補給にあてるための電気をまったく使用しないときに限り，半額といたします。 　また，その１月に前月から継続して需要者の発電設備の検査，補修または事故により生じた不足電力の補給にあてるための電気を使用した期間がある場合で，その期間が前月の当該電気を使用しなかった期間を上回らないときは，その期間における当該電気の使用は，前月におけるものとみなします。	接続供給を行なう供給地点において，33（料金の算定）㈣にもとづき料金の調整を行なうために算定する，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービスにおける当該不足電力の補給分に相当する基本料金は，双方の契約者が需要者の発電設備の検査，補修または事故により生じた不足電力の補給にあてるための電気をまったく使用しないときに限り，半額といたします。 　また，その１月に前月から継続して需要者の発電設備の検査，補修または事故により生じた不足電力の補給にあてるための電気を使用した期間がある場合で，その期間が前月の当該電気を使用しなかった期間を上回らないときは，その期間における当該電気の使用は，前月におけるものとみなします。
接続送電サービス契約電力１キロワットにつき　５５３円２８銭	接続送電サービス契約電力１キロワットにつき　５５３円２８銭
㈥　電力量料金 　電力量料金は，その１月の時間帯別の接続供給電力量によって算定いたします。 ｉ　昼間時間	㈥　電力量料金 　電力量料金は，その１月の時間帯別の接続供給電力量によって算定いたします。 ｉ　昼間時間
１キロワット時につき　２円７９銭	１キロワット時につき　２円７９銭
ii　夜間時間	ii　夜間時間
１キロワット時につき　２円４０銭	１キロワット時につき　２円４０銭
㈦　高圧従量接続送電サービス a　適用範囲 　㈠ａの適用範囲に該当し，自己等への電気の供給の用に供するための接続供給の場合で，契約者が希望されるときに適用いたします。 b　供給電気方式および供給電圧 　供給電気方式および供給電圧は，交流３相３線式標準電圧6,000ボルトといたします。 c　接続送電サービス料金 　接続送電サービス料金は，その１月の接続供給電力量によって算定いたします。ただし，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴イによって算定された離島平均燃料価格が別表５（離島ユ	㈦　高圧従量接続送電サービス a　適用範囲 　㈠ａの適用範囲に該当し，自己等への電気の供給の用に供するための接続供給の場合で，契約者が希望されるときに適用いたします。 b　供給電気方式および供給電圧 　供給電気方式および供給電圧は，交流３相３線式標準電圧6,000ボルトといたします。 c　接続送電サービス料金 　接続送電サービス料金は，その１月の接続供給電力量によって算定いたします。ただし，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴イによって算定された離島平均燃料価格が別表５（離島ユ

現　行（2024年10月１日実施）	変　更　後（2025年４月１日実施予定）
ニバーサルサービス調整）⑴ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴イによって算定された離島平均燃料価格が別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。	ニバーサルサービス調整）⑴ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴イによって算定された離島平均燃料価格が別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。
１キロワット時につき　１１円６８銭	１キロワット時につき　１１円６８銭
ハ　特別高圧で供給する場合 ⑷　特別高圧標準接続送電サービス a　適　用　範　囲 接続送電サービス契約電力（分割接続供給の場合は，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用したときの接続送電サービス契約電力といたします。）が原則として2,000キロワット以上である場合に適用いたします。 b　供給電気方式および供給電圧 供給電気方式は，交流３相３線式とし，供給電圧は，接続送電サービス契約電力（分割接続供給の場合は，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用したときの接続送電サービス契約電力といたします。）に応じて次のとおりといたします。	ハ　特別高圧で供給する場合 ⑷　特別高圧標準接続送電サービス a　適　用　範　囲 接続送電サービス契約電力（分割接続供給の場合は，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用したときの接続送電サービス契約電力といたします。）が原則として2,000キロワット以上である場合に適用いたします。 b　供給電気方式および供給電圧 供給電気方式は，交流３相３線式とし，供給電圧は，接続送電サービス契約電力（分割接続供給の場合は，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用したときの接続送電サービス契約電力といたします。）に応じて次のとおりといたします。
接続送電サービス契約電力10,000キロワット未満　標準電圧 20,000ボルト 接続送電サービス契約電力10,000キロワット以上50,000キロワット未満　標準電圧 60,000ボルト 接続送電サービス契約電力50,000キロワット以上　標準電圧100,000ボルト	接続送電サービス契約電力10,000キロワット未満　標準電圧 20,000ボルト 接続送電サービス契約電力10,000キロワット以上50,000キロワット未満　標準電圧 60,000ボルト 接続送電サービス契約電力50,000キロワット以上　標準電圧100,000ボルト
c　接続送電サービス料金 接続送電サービス料金は，基本料金および電力量料金の合計といたします。ただし，基本料金は，ニによって力率割引または割増しをする場合は，力率割引または割増しをしたものといたします。また，電力量料金は，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴イによって算定された離島平均燃料価格が別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたもの	c　接続送電サービス料金 接続送電サービス料金は，基本料金および電力量料金の合計といたします。ただし，基本料金は，ニによって力率割引または割増しをする場合は，力率割引または割増しをしたものといたします。また，電力量料金は，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴イによって算定された離島平均燃料価格が別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたもの

現　行（2024年10月１日実施）	変　更　後（2025年４月１日実施予定）
とし，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴イによって算定された離島平均燃料価格が別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。	とし，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴イによって算定された離島平均燃料価格が別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。
⒜　基　本　料　金 基本料金は，１月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合（予備送電サービスによって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は，半額といたします。また，当社が分割接続供給を行なう供給地点において，33（料金の算定）⑾にもとづき料金の調整を行なうために算定する，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービスの基本料金は，双方の契約者がまったく電気を使用しないとき（予備送電サービスによって電気を使用したときを除きます。）に限り，半額といたします。 なお，⑵ニによって接続送電サービス契約電力を定める供給地点において電気を使用された場合で，需要者の発電設備の検査，補修または事故により生じた不足電力の補給にあてるための電気をまったく使用しないときは，当該不足電力の補給分に相当する基本料金は，半額といたします。ただし，当社が分割接続供給を行なう供給地点において，33（料金の算定）⑾にもとづき料金の調整を行なうために算定する，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービスにおける当該不足電力の補給分に相当する基本料金は，双方の契約者が需要者の発電設備の検査，補修または事故により生じた不足電力の補給にあてるための電気をまったく使用しないときに限り，半額といたします。 また，その１月に前月から継続して需要者の発電設備の検査，補修または事故により生じた不足電力の補給にあてるための電気を使用した期間がある場合で，その期間が前月の当該電気を使用しなかった期間を上回らないときは，その期間における当該電気の使用は，前月におけるものとみなします。	⒜　基　本　料　金 基本料金は，１月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合（予備送電サービスによって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は，半額といたします。また，当社が分割接続供給を行なう供給地点において，33（料金の算定）⑾にもとづき料金の調整を行なうために算定する，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービスの基本料金は，双方の契約者がまったく電気を使用しないとき（予備送電サービスによって電気を使用したときを除きます。）に限り，半額といたします。 なお，⑵ニによって接続送電サービス契約電力を定める供給地点において電気を使用された場合で，需要者の発電設備の検査，補修または事故により生じた不足電力の補給にあてるための電気をまったく使用しないときは，当該不足電力の補給分に相当する基本料金は，半額といたします。ただし，当社が分割接続供給を行なう供給地点において，33（料金の算定）⑾にもとづき料金の調整を行なうために算定する，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービスにおける当該不足電力の補給分に相当する基本料金は，双方の契約者が需要者の発電設備の検査，補修または事故により生じた不足電力の補給にあてるための電気をまったく使用しないときに限り，半額といたします。 また，その１月に前月から継続して需要者の発電設備の検査，補修または事故により生じた不足電力の補給にあてるための電気を使用した期間がある場合で，その期間が前月の当該電気を使用しなかった期間を上回らないときは，その期間における当該電気の使用は，前月におけるものとみなします。
接続送電サービス契約電力１キロワットにつき　４８２円０５銭	接続送電サービス契約電力１キロワットにつき　４８２円０５銭
⒝　電　力　量　料　金 電力量料金は，その１月の接続供給電力量によって算定いたします。	⒝　電　力　量　料　金 電力量料金は，その１月の接続供給電力量によって算定いたします。

現　行（2024年10月１日実施）	変　更　後（2025年４月１日実施予定）

１キロワット時につき	１円２７銭

１キロワット時につき	１円２７銭

(ﾛ)　特別高圧時間帯別接続送電サービス

a　適　用　範　囲

(ｲ) a の適用範囲に該当し，契約者が希望される場合に適用いたします。

b　供給電気方式および供給電圧

供給電気方式は，交流３相３線式とし，供給電圧は，接続送電サービス契約電力（分割接続供給の場合は，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用したときの接続送電サービス契約電力といたします。）に応じて次のとおりといたします。

接続送電サービス契約電力10,000キロワット未満	標準電圧 20,000ボルト
接続送電サービス契約電力10,000キロワット以上50,000キロワット未満	標準電圧 60,000ボルト
接続送電サービス契約電力50,000キロワット以上	標準電圧100,000ボルト

(ﾛ)　特別高圧時間帯別接続送電サービス

a　適　用　範　囲

(ｲ) a の適用範囲に該当し，契約者が希望される場合に適用いたします。

b　供給電気方式および供給電圧

供給電気方式は，交流３相３線式とし，供給電圧は，接続送電サービス契約電力（分割接続供給の場合は，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用したときの接続送電サービス契約電力といたします。）に応じて次のとおりといたします。

接続送電サービス契約電力10,000キロワット未満	標準電圧 20,000ボルト
接続送電サービス契約電力10,000キロワット以上50,000キロワット未満	標準電圧 60,000ボルト
接続送電サービス契約電力50,000キロワット以上	標準電圧100,000ボルト

c　接続送電サービス料金

接続送電サービス料金は，基本料金および電力量料金の合計といたします。ただし，基本料金は，ニによって力率割引または割増しをする場合は，力率割引または割増しをしたものといたします。また，電力量料金は，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表５（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表５（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

(ｲ)　基　本　料　金

基本料金は，１月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合（予備送電サービスによって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は，半額といたします。また，当社が分割接続供給を行なう供給地点において，33（料金の算定）(11)にもとづき料金の調整を行なうために算定

c　接続送電サービス料金

接続送電サービス料金は，基本料金および電力量料金の合計といたします。ただし，基本料金は，ニによって力率割引または割増しをする場合は，力率割引または割増しをしたものといたします。また，電力量料金は，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表５（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表５（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

(ｲ)　基　本　料　金

基本料金は，１月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合（予備送電サービスによって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は，半額といたします。また，当社が分割接続供給を行なう供給地点において，33（料金の算定）(11)にもとづき料金の調整を行なうために算定

現　行（2024年10月１日実施）	変　更　後（2025年４月１日実施予定）
する，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービスの基本料金は，双方の契約者がまったく電気を使用しないとき（予備送電サービスによって電気を使用したときを除きます。）に限り，半額といたします。 なお，⑵ニによって接続送電サービス契約電力を定める供給地点において電気を使用された場合で，需要者の発電設備の検査，補修または事故により生じた不足電力の補給にあてるための電気をまったく使用しないときは，当該不足電力の補給分に相当する基本料金は，半額といたします。ただし，当社が分割接続供給を行なう供給地点において，33（料金の算定）⑾にもとづき料金の調整を行なうために算定する，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービスにおける当該不足電力の補給分に相当する基本料金は，双方の契約者が需要者の発電設備の検査，補修または事故により生じた不足電力の補給にあてるための電気をまったく使用しないときに限り，半額といたします。 また，その１月に前月から継続して需要者の発電設備の検査，補修または事故により生じた不足電力の補給にあてるための電気を使用した期間がある場合で，その期間が前月の当該電気を使用しなかった期間を上回らないときは，その期間における当該電気の使用は，前月におけるものとみなします。	する，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービスの基本料金は，双方の契約者がまったく電気を使用しないとき（予備送電サービスによって電気を使用したときを除きます。）に限り，半額といたします。 なお，⑵ニによって接続送電サービス契約電力を定める供給地点において電気を使用された場合で，需要者の発電設備の検査，補修または事故により生じた不足電力の補給にあてるための電気をまったく使用しないときは，当該不足電力の補給分に相当する基本料金は，半額といたします。ただし，当社が分割接続供給を行なう供給地点において，33（料金の算定）⑾にもとづき料金の調整を行なうために算定する，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービスにおける当該不足電力の補給分に相当する基本料金は，双方の契約者が需要者の発電設備の検査，補修または事故により生じた不足電力の補給にあてるための電気をまったく使用しないときに限り，半額といたします。 また，その１月に前月から継続して需要者の発電設備の検査，補修または事故により生じた不足電力の補給にあてるための電気を使用した期間がある場合で，その期間が前月の当該電気を使用しなかった期間を上回らないときは，その期間における当該電気の使用は，前月におけるものとみなします。
接続送電サービス契約電力１キロワットにつき　４８２円０５銭	接続送電サービス契約電力１キロワットにつき　４８２円０５銭
⑹　電力量料金 電力量料金は，その１月の時間帯別の接続供給電力量によって算定いたします。 ⅰ　昼間時間	⑹　電力量料金 電力量料金は，その１月の時間帯別の接続供給電力量によって算定いたします。 ⅰ　昼間時間
１キロワット時につき　１円３４銭	１キロワット時につき　１円３４銭
ⅱ　夜間時間	ⅱ　夜間時間
１キロワット時につき　１円２１銭	１キロワット時につき　１円２１銭
㈠　特別高圧従量接続送電サービス ａ　適用範囲	㈠　特別高圧従量接続送電サービス ａ　適用範囲

現　行（2024年10月１日実施）	変　更　後（2025年４月１日実施予定）
㈠ａの適用範囲に該当し，自己等への電気の供給の用に供するための接続供給の場合で，契約者が希望されるときに適用いたします。	㈠ａの適用範囲に該当し，自己等への電気の供給の用に供するための接続供給の場合で，契約者が希望されるときに適用いたします。
ｂ　供給電気方式および供給電圧 供給電気方式は，交流３相３線式とし，供給電圧は，接続送電サービス契約電力に応じて次のとおりといたします。	ｂ　供給電気方式および供給電圧 供給電気方式は，交流３相３線式とし，供給電圧は，接続送電サービス契約電力に応じて次のとおりといたします。
接続送電サービス契約電力10,000キロワット未満：標準電圧 20,000ボルト 接続送電サービス契約電力10,000キロワット以上50,000キロワット未満：標準電圧 60,000ボルト 接続送電サービス契約電力50,000キロワット以上：標準電圧100,000ボルト	接続送電サービス契約電力10,000キロワット未満：標準電圧 20,000ボルト 接続送電サービス契約電力10,000キロワット以上50,000キロワット未満：標準電圧 60,000ボルト 接続送電サービス契約電力50,000キロワット以上：標準電圧100,000ボルト
ｃ　接続送電サービス料金 接続送電サービス料金は，その１月の接続供給電力量によって算定いたします。ただし，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴イによって算定された離島平均燃料価格が別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴イによって算定された離島平均燃料価格が別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。	ｃ　接続送電サービス料金 接続送電サービス料金は，その１月の接続供給電力量によって算定いたします。ただし，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴イによって算定された離島平均燃料価格が別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴イによって算定された離島平均燃料価格が別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。
１キロワット時につき：９円１６銭	１キロワット時につき：９円１６銭
ニ　力率割引および割増し 高圧または特別高圧で供給する場合の力率割引および割増しは，次のとおりといたします。 ㈠　力率は，供給地点ごとに，その１月のうち毎日午前８時から午後10時までの時間における平均力率（瞬間力率が進み力率となる場合には，その瞬間力率は，100パーセントといたします。）といたします。この場合，平均力率は，別表６（平均力率の算定）によって算定された値といたします。 なお，まったく電気を使用しないその１月の力率は，85パーセントとみなします。 ㈡　分割接続供給の場合は，33（料金の算定）⑾にもとづき料金の調	ニ　力率割引および割増し 高圧または特別高圧で供給する場合の力率割引および割増しは，次のとおりといたします。 ㈠　力率は，供給地点ごとに，その１月のうち毎日午前８時から午後10時までの時間における平均力率（瞬間力率が進み力率となる場合には，その瞬間力率は，100パーセントといたします。）といたします。この場合，平均力率は，別表６（平均力率の算定）によって算定された値といたします。 なお，まったく電気を使用しないその１月の力率は，85パーセントとみなします。 ㈡　分割接続供給の場合は，33（料金の算定）⑾にもとづき料金の調

現　行（2024年10月１日実施）	変　更　後（2025年４月１日実施予定）
整を行なうために，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用したときの供給地点ごとの力率を，⑷に準じて算定いたします。また，それぞれの契約者に係る接続送電サービスの力率は，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用した場合の力率と同一の値といたします。ただし，その供給地点において，いずれかの契約者がまったく電気を使用しない場合，当該契約者に係る接続送電サービスのその１月の力率は，85パーセントとみなします。	整を行なうために，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用したときの供給地点ごとの力率を，⑷に準じて算定いたします。また，それぞれの契約者に係る接続送電サービスの力率は，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用した場合の力率と同一の値といたします。ただし，その供給地点において，いずれかの契約者がまったく電気を使用しない場合，当該契約者に係る接続送電サービスのその１月の力率は，85パーセントとみなします。
⑹　力率が，85パーセントを上回る場合は，その上回る１パーセントにつき，基本料金（⑵ニによって接続送電サービス契約電力を定める供給地点において，需要者の発電設備の検査，補修または事故により生じた不足電力の補給にあてるための電気をまったく使用しない場合は，当該不足電力の補給以外の供給分に相当する基本料金といたします。）を１パーセント割引し，85パーセントを下回る場合は，その下回る１パーセントにつき，基本料金（⑵ニによって接続送電サービス契約電力を定める供給地点において，需要者の発電設備の検査，補修または事故により生じた不足電力の補給にあてるための電気をまったく使用しない場合は，当該不足電力の補給以外の供給分に相当する基本料金といたします。）を１パーセント割増しいたします。	⑹　力率が，85パーセントを上回る場合は，その上回る１パーセントにつき，基本料金（⑵ニによって接続送電サービス契約電力を定める供給地点において，需要者の発電設備の検査，補修または事故により生じた不足電力の補給にあてるための電気をまったく使用しない場合は，当該不足電力の補給以外の供給分に相当する基本料金といたします。）を１パーセント割引し，85パーセントを下回る場合は，その下回る１パーセントにつき，基本料金（⑵ニによって接続送電サービス契約電力を定める供給地点において，需要者の発電設備の検査，補修または事故により生じた不足電力の補給にあてるための電気をまったく使用しない場合は，当該不足電力の補給以外の供給分に相当する基本料金といたします。）を１パーセント割増しいたします。
ホ　そ　の　他	ホ　そ　の　他
⑴　接続送電サービス料金の計算における合計金額の単位は，１円とし，その端数は，切り捨てます。	⑴　接続送電サービス料金の計算における合計金額の単位は，１円とし，その端数は，切り捨てます。
⑵　電灯時間帯別接続送電サービス，動力時間帯別接続送電サービス，高圧時間帯別接続送電サービスまたは特別高圧時間帯別接続送電サービス（以下「時間帯別接続送電サービス」といいます。）の適用後１年に満たない場合は，電灯標準接続送電サービス，動力標準接続送電サービス，高圧標準接続送電サービスもしくは特別高圧標準接続送電サービス（以下「標準接続送電サービス」といいます。）または電灯従量接続送電サービス，動力従量接続送電サービス，高圧従量接続送電サービスもしくは特別高圧従量接続送電サービス（以下「従量接続送電サービス」といいます。）を適用いたしません。また，従量接続送電サービスの適用後１年に満たない場合は，標準接続送電サービスまたは時間帯別接続送電サービスを適用いたしません。	⑵　電灯時間帯別接続送電サービス，動力時間帯別接続送電サービス，高圧時間帯別接続送電サービスまたは特別高圧時間帯別接続送電サービス（以下「時間帯別接続送電サービス」といいます。）の適用後１年に満たない場合は，電灯標準接続送電サービス，動力標準接続送電サービス，高圧標準接続送電サービスもしくは特別高圧標準接続送電サービス（以下「標準接続送電サービス」といいます。）または電灯従量接続送電サービス，動力従量接続送電サービス，高圧従量接続送電サービスもしくは特別高圧従量接続送電サービス（以下「従量接続送電サービス」といいます。）を適用いたしません。また，従量接続送電サービスの適用後１年に満たない場合は，標準接続送電サービスまたは時間帯別接続送電サービスを適用いたしません。
⑶　時間帯別接続送電サービスまたは従量接続送電サービスから標準接続送電サービスに変更された後１年に満たない場合は，時間帯別接続送電サービスまたは従量接続送電サービスを適用いたしません。	⑶　時間帯別接続送電サービスまたは従量接続送電サービスから標準接続送電サービスに変更された後１年に満たない場合は，時間帯別接続送電サービスまたは従量接続送電サービスを適用いたしません。
⑷　⑵ニによって接続送電サービス契約電力を定める供給地点において，需要者の発電設備の検査，補修または事故により生じた不足電力の補給にあてるための電気を使用される場合は，使用開始の時刻	⑷　⑵ニによって接続送電サービス契約電力を定める供給地点において，需要者の発電設備の検査，補修または事故により生じた不足電力の補給にあてるための電気を使用される場合は，使用開始の時刻

現　行（2024年10月１日実施）	変　更　後（2025年４月１日実施予定）
と使用休止の時刻とをあらかじめ契約者から当社に通知していただきます。ただし，事故その他やむをえない場合は，使用開始後すみやかに契約者から当社に通知していただきます。	と使用休止の時刻とをあらかじめ契約者から当社に通知していただきます。ただし，事故その他やむをえない場合は，使用開始後すみやかに契約者から当社に通知していただきます。
㈱　当社は，必要に応じて，需要者の発電設備の運転に関する記録を契約者から提出していただきます。	㈱　当社は，必要に応じて，需要者の発電設備の運転に関する記録を契約者から提出していただきます。
㈿　33（料金の算定）㈣にもとづき料金の調整を行なうための，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービスの種別を定めた後１年に満たないときの取扱いは，㈰および㈿に準ずるものといたします。	㈿　33（料金の算定）㈣にもとづき料金の調整を行なうための，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービスの種別を定めた後１年に満たないときの取扱いは，㈰および㈿に準ずるものといたします。
⑷　１年を通じての最大需要電力等が夜間時間に発生する場合の取扱い	⑷　１年を通じての最大需要電力等が夜間時間に発生する場合の取扱い
高圧または特別高圧で供給する場合で，需要者が昼間時間から夜間時間への負荷移行を行なった結果，１年を通じての最大需要電力等が夜間時間に発生し，かつ，契約者が標準接続送電サービスまたは時間帯別接続送電サービスの適用を受け，契約者と当社との協議が整ったときのその供給地点の各月の接続送電サービス料金は，⑶によって算定された金額からイによって算定された金額（以下「ピークシフト割引額」といいます。）を差し引いたものといたします。	高圧または特別高圧で供給する場合で，需要者が昼間時間から夜間時間への負荷移行を行なった結果，１年を通じての最大需要電力等が夜間時間に発生し，かつ，契約者が標準接続送電サービスまたは時間帯別接続送電サービスの適用を受け，契約者と当社との協議が~~整った~~とととのったときのその供給地点の各月の接続送電サービス料金は，⑶によって算定された金額からイによって算定された金額（以下「ピークシフト割引額」といいます。）を差し引いたものといたします。
イ　ピークシフト割引額	イ　ピークシフト割引額
ピークシフト割引額は，１月につき次の式により算定された金額といたします。ただし，まったく電気を使用しない場合（予備送電サービスによって電気を使用した場合を除きます。）のピークシフト割引額は，半額といたします。	ピークシフト割引額は，１月につき次の式により算定された金額といたします。ただし，まったく電気を使用しない場合（予備送電サービスによって電気を使用した場合を除きます。）のピークシフト割引額は，半額といたします。
ピークシフト割引額＝次に定める割引単価×ロのピークシフト電力	ピークシフト割引額＝次に定める割引単価×ロのピークシフト電力

ピークシフト電力 １キロワットにつき	高圧で供給する場合	４７０円２８銭
	特別高圧で供給する場合	４０９円７５銭

ピークシフト電力 １キロワットにつき	高圧で供給する場合	４７０円２８銭
	特別高圧で供給する場合	４０９円７５銭

ロ　ピークシフト電力	ロ　ピークシフト電力
ピークシフト電力は，需要者の負荷移行により昼間時間から夜間時間に移行された増分電力をいい，その需要者の接続送電サービス契約電力からその需要者の１年を通じての昼間時間における接続供給電力の最大値を差し引いた値を上限として，夜間時間に移行する負荷設備の容量（キロワット）等にもとづき，あらかじめ契約者と当社との協議によって定めます。	ピークシフト電力は，需要者の負荷移行により昼間時間から夜間時間に移行された増分電力をいい，その需要者の接続送電サービス契約電力からその需要者の１年を通じての昼間時間における接続供給電力の最大値を差し引いた値を上限として，夜間時間に移行する負荷設備の容量（キロワット）等にもとづき，あらかじめ契約者と当社との協議によって定めます。
なお，分割接続供給の場合は，それぞれの契約者に係るピークシフト電力とあわせて，33（料金の算定）㈣にもとづき料金の調整を行なうために，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用したときのピークシフト電力を，あらかじめ双方の契約者と当社との協議によっ	なお，分割接続供給の場合は，それぞれの契約者に係るピークシフト電力とあわせて，33（料金の算定）㈣にもとづき料金の調整を行なうために，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用したときのピークシフト電力を，あらかじめ双方の契約者と当社との協議によっ

現　行（2024年10月１日実施）	変　更　後（2025年４月１日実施予定）
て定めます。 　また，各月の昼間時間における接続供給電力の最大値の実績等から，ピークシフト電力が不適当と認められる場合には，すみやかにピークシフト電力を適正なものに変更していただきます。 ハ　１年を通じて夜間時間に最大需要電力等が発生しないことが明らかになった場合等については，本取扱いの適用をただちに解消いたします。 　なお，それが本取扱い適用後１年に満たない場合は，既に適用したピークシフト割引額の合計金額を本取扱いの適用が解消された月の接続送電サービス料金に加算したものをその月の接続送電サービス料金として算定いたします。	て定めます。 　また，各月の昼間時間における接続供給電力の最大値の実績等から，ピークシフト電力が不適当と認められる場合には，すみやかにピークシフト電力を適正なものに変更していただきます。 ハ　１年を通じて夜間時間に最大需要電力等が発生しないことが明らかになった場合等については，本取扱いの適用をただちに解消いたします。 　なお，それが本取扱い適用後１年に満たない場合は，既に適用したピークシフト割引額の合計金額を本取扱いの適用が解消された月の接続送電サービス料金に加算したものをその月の接続送電サービス料金として算定いたします。
22　系統連系受電サービス ⑴　適　用　範　囲 　小売電気事業，当社以外の一般送配電事業，特定送配電事業または自己等への電気の供給の用に供するために当社が受電する電気に適用いたします。ただし，当社との特定契約に係る電気には適用いたしません。 ⑵　系統連系受電課金対象電力 　各月の系統連系受電課金対象電力は，次によって受電地点ごとに，発電バランシンググループごとに定めます。 イ　発電場所が１発電バランシンググループに属している場合 (ｲ)　発電設備等に係る供給地点において電灯定額接続送電サービスが適用されている場合 　系統連系受電課金対象電力は，同時最大受電電力といたします。 (ﾛ)　(ｲ)以外の場合 　系統連系受電課金対象電力は，同時最大受電電力から発電設備等に係る供給地点におけるその１月の接続送電サービス契約電力（発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は，１接続送電サービスを適用したときのその１月の接続送電サービス契約電力といたします。）を差し引いた値といたします。ただし，差し引いた値が零を下回る場合の系統連系受電課金対象電力は，零といたします。 ロ　発電場所が複数の発電バランシンググループに属している場合 (ｲ)　発電設備等に係る供給地点において電灯定額接続送電サービスが適用されている場合 　発電バランシンググループごとの系統連系受電課金対象電力は，同時最大受電電力を契約受電電力の比であん分してえた値といたします。 (ﾛ)　(ｲ)以外の場合 　発電バランシンググループごとの系統連系受電課金対象電力は，	**22　系統連系受電サービス** ⑴　適　用　範　囲 　小売電気事業，当社以外の一般送配電事業，特定送配電事業または自己等への電気の供給の用に供するために当社が受電する電気に適用いたします。ただし，当社との特定契約に係る電気には適用いたしません。 ⑵　系統連系受電課金対象電力 　各月の系統連系受電課金対象電力は，次によって受電地点ごとに，発電バランシンググループごとに定めます。 イ　発電場所が１発電バランシンググループに属している場合 (ｲ)　発電設備等に係る供給地点において電灯定額接続送電サービスが適用されている場合 　系統連系受電課金対象電力は，同時最大受電電力といたします。 (ﾛ)　(ｲ)以外の場合 　系統連系受電課金対象電力は，同時最大受電電力から発電設備等に係る供給地点におけるその１月の接続送電サービス契約電力（発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は，１接続送電サービスを適用したときのその１月の接続送電サービス契約電力といたします。）を差し引いた値といたします。ただし，差し引いた値が零を下回る場合の系統連系受電課金対象電力は，零といたします。 ロ　発電場所が複数の発電バランシンググループに属している場合 (ｲ)　発電設備等に係る供給地点において電灯定額接続送電サービスが適用されている場合 　発電バランシンググループごとの系統連系受電課金対象電力は，同時最大受電電力を契約受電電力の比であん分してえた値といたします。 (ﾛ)　(ｲ)以外の場合 　発電バランシンググループごとの系統連系受電課金対象電力は，

現　行（2024年10月１日実施）	変　更　後（2025年４月１日実施予定）
同時最大受電電力を契約受電電力の比であん分してえた値から，発電設備等に係る供給地点のその１月の接続送電サービス契約電力（発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は，１接続送電サービスを適用したときのその１月の接続送電サービス契約電力といたします。）を契約受電電力の比であん分してえた値を差し引いた値といたします。ただし，差し引いた値が零を下回る場合の系統連系受電課金対象電力は，零といたします。	同時最大受電電力を契約受電電力の比であん分してえた値から，発電設備等に係る供給地点のその１月の接続送電サービス契約電力（発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は，１接続送電サービスを適用したときのその１月の接続送電サービス契約電力といたします。）を契約受電電力の比であん分してえた値を差し引いた値といたします。ただし，差し引いた値が零を下回る場合の系統連系受電課金対象電力は，零といたします。
ハ　イおよびロにおいて，系統連系受電課金対象電力の算定上，次のものについても接続送電サービス契約電力１キロワットとみなします。	ハ　イおよびロにおいて，系統連系受電課金対象電力の算定上，次のものについても接続送電サービス契約電力１キロワットとみなします。
㈠　臨時接続送電サービス契約電力（発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は，１臨時接続送電サービスを適用したときの臨時接続送電サービス契約電力といたします。） １キロワット	㈠　臨時接続送電サービス契約電力（発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は，１臨時接続送電サービスを適用したときの臨時接続送電サービス契約電力といたします。） １キロワット
㈡　接続送電サービス契約電流または臨時接続送電サービス契約電流 10アンペア ただし，接続送電サービス契約電流が５アンペアの場合は，0.5キロワットとみなし，15アンペアの場合は，1.5キロワットとみなします。	㈡　接続送電サービス契約電流または臨時接続送電サービス契約電流 10アンペア ただし，接続送電サービス契約電流が５アンペアの場合は，0.5キロワットとみなし，15アンペアの場合は，1.5キロワットとみなします。
㈢　接続送電サービス契約容量または臨時接続送電サービス契約容量 １キロボルトアンペア	㈢　接続送電サービス契約容量または臨時接続送電サービス契約容量 １キロボルトアンペア
㈣　電灯臨時定額接続送電サービスにおける契約負荷設備の総容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，各契約負荷設備ごとに別表４〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）１キロボルトアンペア ただし，電灯臨時定額接続送電サービスにおける契約負荷設備の総容量の端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。	㈣　電灯臨時定額接続送電サービスにおける契約負荷設備の総容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，各契約負荷設備ごとに別表４〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）１キロボルトアンペア ただし，電灯臨時定額接続送電サービスにおける契約負荷設備の総容量の端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。
㈤　附則３（揚水発電設備等が設置された需要場所に接続供給を行なう場合の特別措置）の適用を受けている場合の接続供給課金対象電力（揚水発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は，１接続送電サービスまたは１臨時接続送電サービスを適用したときの接続供給課金対象電力といたします。）１キロワット	㈤　附則３（揚水発電設備等が設置された需要場所に接続供給を行なう場合の特別措置）の適用を受けている場合の接続供給課金対象電力（揚水発電設備または蓄電池〔以下「揚水発電設備等」といいます。〕に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は，１接続送電サービスまたは１臨時接続送電サービスを適用したときの接続供給課金対象電力といたします。）１キロワット
⑶　系統連系受電サービス料金 系統連系受電サービス料金は，受電地点ごとに，発電バランシンググループごとに算定された基本料金および電力量料金の合計から系統設備効率化割引額を差し引いたものといたします。	⑶　系統連系受電サービス料金 系統連系受電サービス料金は，受電地点ごとに，発電バランシンググループごとに算定された基本料金および電力量料金の合計から系統設備効率化割引額を差し引いたものといたします。
イ　基　本　料　金 基本料金は，１月につき次のとおりといたします。ただし，まったく発電または放電しない場合（他の発電量調整供給契約等と同一計量する場合等は，その１月のすべての発電量調整供給等に係る発電量調	イ　基　本　料　金 基本料金は，１月につき次のとおりといたします。ただし，まったく発電または放電しない場合（他の発電量調整供給契約等と同一計量する場合等は，その１月のすべての発電量調整供給等に係る発電量調

現　行（2024年10月１日実施）	変　更　後（2025年４月１日実施予定）
整受電電力量等が零であるときに限ります。）の基本料金は，半額といたします。	整受電電力量等が零であるときに限ります。）の基本料金は，半額といたします。
系統連系受電課金対象電力１キロワットにつき　８５円１０銭	系統連系受電課金対象電力１キロワットにつき　８５円１０銭
ロ　電力量料金 電力量料金は，その１月の発電量調整受電電力量によって算定いたします。	ロ　電力量料金 電力量料金は，その１月の発電量調整受電電力量によって算定いたします。
１キロワット時につき　２３銭	１キロワット時につき　２３銭
ハ　系統設備効率化割引 系統設備効率化割引は，基幹系統設備効率化および送電ロス削減割引（以下「系統設備効率化割引Ａ」といいます。）および特別高圧系統設備効率化割引（以下「系統設備効率化割引Ｂ」といいます。）とし，受電地点ごとに，発電バランシンググループごとに，次により算定いたします。 (ｲ)　適　　用 ａ　系統設備効率化割引Ａ 受電地点について当社が選定した変電所等（以下「連系変電所等」といいます。）が割引対象変電所等（別表２〔系統設備効率化割引の対象変電所等〕(1)に定める割引区分Ａ－１，Ａ－２またはＡ－３に該当する変電所等といたします。）の場合に適用いたします。 なお，連系変電所等は，あらかじめ発電者にお知らせいたします。 ｂ　系統設備効率化割引Ｂ 低圧または高圧で受電する場合で，連系変電所等が割引対象変電所等（別表２〔系統設備効率化割引の対象変電所等〕(1)に定める割引区分Ｂ－１またはＢ－２に該当する変電所等といたします。）のときに適用いたします。 なお，連系変電所等は，あらかじめ発電者にお知らせいたします。 (ﾛ)　系統設備効率化割引単価 系統設備効率化割引単価は，ａの系統設備効率化割引Ａ単価およびｂの系統設備効率化割引Ｂ単価を合計した値といたします。 ａ　系統設備効率化割引Ａ単価 系統設備効率化割引Ａに係る単価とし，１月につき次のとおり	ハ　系統設備効率化割引 系統設備効率化割引は，基幹系統設備効率化および送電ロス削減割引（以下「系統設備効率化割引Ａ」といいます。）および特別高圧系統設備効率化割引（以下「系統設備効率化割引Ｂ」といいます。）とし，受電地点ごとに，発電バランシンググループごとに，次により算定いたします。 (ｲ)　適　　用 ａ　系統設備効率化割引Ａ 受電地点について当社が選定した変電所等（以下「連系変電所等」といいます。）が割引対象変電所等（別表２〔系統設備効率化割引の対象変電所等〕(1)に定める割引区分Ａ－１，Ａ－２またはＡ－３に該当する変電所等といたします。）の場合に適用いたします。 なお，連系変電所等は，あらかじめ発電者にお知らせいたします。 ｂ　系統設備効率化割引Ｂ 低圧または高圧で受電する場合で，連系変電所等が割引対象変電所等（別表２〔系統設備効率化割引の対象変電所等〕(1)に定める割引区分Ｂ－１またはＢ－２に該当する変電所等といたします。）のときに適用いたします。 なお，連系変電所等は，あらかじめ発電者にお知らせいたします。 (ﾛ)　系統設備効率化割引単価 系統設備効率化割引単価は，ａの系統設備効率化割引Ａ単価およびｂの系統設備効率化割引Ｂ単価を合計した値といたします。 ａ　系統設備効率化割引Ａ単価 系統設備効率化割引Ａに係る単価とし，１月につき次のとおり

現　行（2024年10月１日実施）	変　更　後（2025年４月１日実施予定）
といたします。 ⑷　受電電圧が標準電圧100,000ボルトをこえる場合	といたします。 ⑷　受電電圧が標準電圧100,000ボルトをこえる場合

	連系変電所等	単　価
系統連系受電課金対象電力１キロワットにつき	別表２（系統設備効率化割引の対象変電所等）⑴の割引区分Ａ－１の場合	３８円５６銭
	別表２（系統設備効率化割引の対象変電所等）⑴の割引区分Ａ－２の場合	７円９３銭
	別表２（系統設備効率化割引の対象変電所等）⑴の割引区分Ａ－３の場合	３円９７銭

	連系変電所等	単　価
系統連系受電課金対象電力１キロワットにつき	別表２（系統設備効率化割引の対象変電所等）⑴の割引区分Ａ－１の場合	３８円５６銭
	別表２（系統設備効率化割引の対象変電所等）⑴の割引区分Ａ－２の場合	７円９３銭
	別表２（系統設備効率化割引の対象変電所等）⑴の割引区分Ａ－３の場合	３円９７銭

⑹　⑷以外の場合

	連系変電所等	単　価
系統連系受電課金対象電力１キロワットにつき	別表２（系統設備効率化割引の対象変電所等）⑴の割引区分Ａ－１の場合	３８円５６銭
	別表２（系統設備効率化割引の対象変電所等）⑴の割引区分Ａ－２の場合	１５円８６銭
	別表２（系統設備効率化割引の対象変電所等）⑴の割引区分Ａ－３の場合	７円９３銭

⑹　⑷以外の場合

	連系変電所等	単　価
系統連系受電課金対象電力１キロワットにつき	別表２（系統設備効率化割引の対象変電所等）⑴の割引区分Ａ－１の場合	３８円５６銭
	別表２（系統設備効率化割引の対象変電所等）⑴の割引区分Ａ－２の場合	１５円８６銭
	別表２（系統設備効率化割引の対象変電所等）⑴の割引区分Ａ－３の場合	７円９３銭

ｂ　系統設備効率化割引Ｂ単価

系統設備効率化割引Ｂに係る単価とし，１月につき次のとおりといたします。

	連系変電所等	単　価
系統連系受電課金対象電力１キロワットにつき	別表２（系統設備効率化割引の対象変電所等）⑴の割引区分Ｂ－１の場合	３９円７４銭
	別表２（系統設備効率化割引の対象変電所等）⑴の割引区分Ｂ－２の場合	１６円３６銭

ｂ　系統設備効率化割引Ｂ単価

系統設備効率化割引Ｂに係る単価とし，１月につき次のとおりといたします。

	連系変電所等	単　価
系統連系受電課金対象電力１キロワットにつき	別表２（系統設備効率化割引の対象変電所等）⑴の割引区分Ｂ－１の場合	３９円７４銭
	別表２（系統設備効率化割引の対象変電所等）⑴の割引区分Ｂ－２の場合	１６円３６銭

⑺　系統設備効率化割引額

系統設備効率化割引額は，⑵の系統連系受電課金対象電力に㈡の系統設備効率化割引単価を乗じてえた金額といたします。ただし，まったく発電または放電しない場合（他の発電量調整供給契約等と同一計量する場合等は，その１月のすべての発電量調整供給等に係る発電量調整受電電力量等が零であるときに限ります。）の系統設備効率化割引額は，半額といたします。

ニ　そ　の　他

⑺　系統設備効率化割引額

系統設備効率化割引額は，⑵の系統連系受電課金対象電力に㈡の系統設備効率化割引単価を乗じてえた金額といたします。ただし，まったく発電または放電しない場合（他の発電量調整供給契約等と同一計量する場合等は，その１月のすべての発電量調整供給等に係る発電量調整受電電力量等が零であるときに限ります。）の系統設備効率化割引額は，半額といたします。

ニ　そ　の　他

現　行（2024年10月１日実施）	変　更　後（2025年４月１日実施予定）
系統連系受電サービス料金の計算における合計金額の単位は，１円とし，その端数は，切り捨てます。	系統連系受電サービス料金の計算における合計金額の単位は，１円とし，その端数は，切り捨てます。

現　行（2024年10月１日実施）	変　更　後（2025年４月１日実施予定）
Ⅴ　供　　給	**Ⅴ　供　　給**
39　給電指令の実施等	**39　給電指令の実施等**
⑴　当社は，系統運用上の制約その他によって必要な場合には，38（託送供給等の実施）⑶トにかかわらず，発電者に定期検査または定期補修の時期を変更していただくことがあります。	⑴　当社は，系統運用上の制約その他によって必要な場合には，38（託送供給等の実施）⑶トにかかわらず，発電者に定期検査または定期補修の時期を変更していただくことがあります。
⑵　当社は，低圧で受電または供給する場合を除き，次の場合には，契約者，発電契約者，発電者または需要者に給電指令を行ない，発電者の発電もしくは放電または需要者の電気の使用を制限し，もしくは中止し，または振替供給もしくは発電量調整供給の全部もしくは一部を中止することがあります。ただし，緊急やむをえない場合は，当社は，給電指令を行なうことなく，発電者の発電もしくは放電または需要者の電気の使用を制限し，もしくは中止し，または振替供給もしくは発電量調整供給の全部もしくは一部を中止することがあります。この場合，当社は，必要に応じて，契約者，発電契約者，発電者または需要者にお知らせいたします。	⑵　当社は，低圧で受電または供給する場合を除き，次の場合には，契約者，発電契約者，発電者または需要者に給電指令を行ない，発電者の発電もしくは放電または需要者の電気の使用を制限し，もしくは中止し，または振替供給もしくは発電量調整供給の全部もしくは一部を中止することがあります。ただし，緊急やむをえない場合は，当社は，給電指令を行なうことなく，発電者の発電もしくは放電または需要者の電気の使用を制限し，もしくは中止し，または振替供給もしくは発電量調整供給の全部もしくは一部を中止することがあります。この場合，当社は，必要に応じて，契約者，発電契約者，発電者または需要者にお知らせいたします。
イ　当社が維持および運用する供給設備に故障が生じ，または故障が生ずるおそれがある場合	イ　当社が維持および運用する供給設備に故障が生じ，または故障が生ずるおそれがある場合
ロ　当社が維持および運用する供給設備の点検，修繕，変更その他の工事上やむをえない場合	ロ　当社が維持および運用する供給設備の点検，修繕，変更その他の工事上やむをえない場合
ハ　系統全体の需要が大きく低下し，調整電源による対策の実施にもかかわらず，原子力発電または水力発電等を抑制する必要が生じた場合	ハ　系統全体の需要が大きく低下し，調整電源による対策の実施にもかかわらず，原子力発電または水力発電等を抑制する必要が生じた場合
ニ　振替供給の場合，当社の供給区域内の需要に対する電気の供給に支障が生じ，または支障が生ずるおそれがあるとき。	ニ　振替供給の場合，当社の供給区域内の需要に対する電気の供給に支障が生じ，または支障が生ずるおそれがあるとき。
ホ　イおよびロ以外の場合で，送電設備および変電設備で構成される電力系統のうち，当社の供給区域における最上位電圧から二階級の送電設備および変電設備で構成される電力系統ならびに当社が指定した電力系統（以下「基幹系統」といいます。）における電気の潮流が系統安定度等にもとづき算定される運用可能な容量を超過し，または超過するおそれがあり，発電設備等の出力を抑制する必要が生じたとき。	ホ　イおよびロ以外の場合で，送電設備および変電設備で構成される電力系統のうち，当社の供給区域における最上位電圧から二階級の送電設備および変電設備で構成される電力系統ならびに当社が指定した電力系統（以下「基幹系統」といいます。）における電気の潮流が系統安定度等にもとづき算定される運用可能な容量を超過し，または超過するおそれがあり，発電設備等の出力を抑制する必要が生じたとき。
ヘ　イおよびロ以外の場合で，送電設備および変電設備で構成される電力系統のうち，基幹系統および当社以外の一般送配電事業者との会社間連系点に至る供給設備以外の電力系統（以下「ローカル系統」といいます。）における電気の潮流が系統安定度等にもとづき算定される運用可能な容量を超過し，または超過するおそれがあり，発電設備等の出力を抑制する必要が生じたとき。	ヘ　イおよびロ以外の場合で，送電設備および変電設備で構成される電力系統のうち，基幹系統および当社以外の一般送配電事業者との会社間連系点に至る供給設備以外の電力系統（以下「ローカル系統」といいます。）における電気の潮流が系統安定度等にもとづき算定される運用可能な容量を超過し，または超過するおそれがあり，発電設備等の出力を抑制する必要が生じたとき。
ト　その他電気の需給上または保安上必要がある場合	ト　その他電気の需給上または保安上必要がある場合
⑶　当社は，低圧で受電または供給する場合で，⑵イ，ロ，ホ，ヘまたは	⑶　当社は，低圧で受電または供給する場合で，⑵イ，ロ，ホ，ヘまたは

現　行（2024年10月１日実施）	変　更　後（2025年４月１日実施予定）
トのときには，発電者の発電もしくは放電または需要者の電気の使用を制限し，もしくは中止し，または振替供給もしくは発電量調整供給の全部もしくは一部を中止することがあります。 　なお，この場合には，当社は，あらかじめその旨を広告その他によって発電者または需要者にお知らせいたします。ただし，緊急やむをえない場合は，この限りではありません。	トのときには，発電者の発電もしくは放電または需要者の電気の使用を制限し，もしくは中止し，または振替供給もしくは発電量調整供給の全部もしくは一部を中止することがあります。 　なお，この場合には，当社は，あらかじめその旨を広告その他によって発電者または需要者にお知らせいたします。ただし，緊急やむをえない場合は，この限りではありません。
⑷　当社は，接続供給において，受電地点を会社間連系点とする電気に係る振替供給契約にもとづく給電指令等により，原則として30分ごとの実需給の開始時刻の１時間前以降に当該振替供給等の全部または一部が中止された場合（会社間連系点等における電気の潮流が，系統安定度等にもとづき算定される運用可能な容量を超過することにともなう場合に限ります。）は，供給地点における電気の供給に系統運用上の制約がある場合を除き，当該振替供給等の中止の解除までの間，これにより生じた小売電気事業，特定送配電事業または自己等への電気の供給の用に供する電気の不足電力の補給にあてるための電気を供給いたします。	⑷　当社は，接続供給において，受電地点を会社間連系点とする電気に係る振替供給契約にもとづく給電指令等により，原則として30分ごとの実需給の開始時刻の１時間前以降に当該振替供給等の全部または一部が中止された場合（会社間連系点等における電気の潮流が，系統安定度等にもとづき算定される運用可能な容量を超過することにともなう場合に限ります。）は，供給地点における電気の供給に系統運用上の制約がある場合を除き，当該振替供給等の中止の解除までの間，これにより生じた小売電気事業，特定送配電事業または自己等への電気の供給の用に供する電気の不足電力の補給にあてるための電気を供給いたします。
⑸　当社は，発電量調整供給において，⑵イ，ロ，ホ，へまたはトの場合で，給電指令等により，原則として30分ごとの実需給の開始時刻の１時間前以降に発電者の発電もしくは放電を制限し，または中止したときは，供給地点における電気の供給に系統運用上の制約がある場合を除き，当該発電もしくは放電の制限または中止の解除までの間，これにより生じた小売電気事業，特定送配電事業または自己等への電気の供給の用に供する電気の不足電力の補給にあてるための電気を供給いたします。ただし，発電量調整供給に係る発電設備等が調整電源に該当する場合（当該発電設備等に故障等が生じたときを除きます。）は適用いたしません。	⑸　当社は，発電量調整供給において，⑵イ，ロ，ホ，へまたはトの場合で，給電指令等により，原則として30分ごとの実需給の開始時刻の１時間前以降に発電者の発電もしくは放電を制限し，または中止したときは，供給地点における電気の供給に系統運用上の制約がある場合を除き，当該発電もしくは放電の制限または中止の解除までの間，これにより生じた小売電気事業，特定送配電事業または自己等への電気の供給の用に供する電気の不足電力の補給にあてるための電気を供給いたします。ただし，発電量調整供給に係る発電設備等が調整電源に該当する場合（当該発電設備等に故障等が生じたときを除きます。）は適用いたしません。
⑹　当社は，発電量調整供給において，⑵ハの場合で，給電指令等により，原則として30分ごとの実需給の開始時刻の１時間前以降に発電者の発電もしくは放電を制限し，または中止したときは，当該発電もしくは放電の制限または中止の解除までの間，これにより生じた小売電気事業，特定送配電事業または自己等への電気の供給の用に供する電気の不足電力の補給にあてるための電気を供給いたします。ただし，発電量調整供給に係る発電設備等が調整電源に該当する場合（当該発電設備等に故障等が生じたときを除きます。）は適用いたしません。	⑹　当社は，発電量調整供給において，⑵ハの場合で，給電指令等により，原則として30分ごとの実需給の開始時刻の１時間前以降に発電者の発電もしくは放電を制限し，または中止したときは，当該発電もしくは放電の制限または中止の解除までの間，これにより生じた小売電気事業，特定送配電事業または自己等への電気の供給の用に供する電気の不足電力の補給にあてるための電気を供給いたします。ただし，発電量調整供給に係る発電設備等が調整電源に該当する場合（当該発電設備等に故障等が生じたときを除きます。）は適用いたしません。
⑺　当社は，⑵イ，ロ，ホ，へ，トまたは⑶によって，発電者の発電もしくは放電を制限し，または中止した場合には，次の割引を行ない料金を算定いたします。ただし，その原因が契約者，発電契約者，発電者または需要者の責めとなる理由による場合，⑵ロの場合で，発電契約者もしくは発電者と当社が事前に調整を行なった計画的な作業（電力広域的運営推進機関送配電等業務指針の定めによって調整を行なった作業に限ります。）による制限もしくは中止のときその他あらかじめ発電者の発電もしくは放電を制限し，または中止することが明らかな場合または⑵ト	~~⑺　当社は，⑵イ，ロ，ホ，へ，トまたは⑶によって，発電者の発電もしくは放電を制限し，または中止した場合には，次の割引を行ない料金を算定いたします。ただし，その原因が契約者，発電契約者，発電者または需要者の責めとなる理由による場合，⑵ロの場合で，発電契約者もしくは発電者と当社が事前に調整を行なった計画的な作業（電力広域的運営推進機関送配電等業務指針の定めによって調整を行なった作業に限ります。）による制限もしくは中止のときその他あらかじめ発電者の発電もしくは放電を制限し，または中止することが明らかな場合または⑵ト~~

現　行（2024年10月１日実施）	変　更　後（2025年４月１日実施予定）
の場合（低圧で受電する場合を含みます。）で，電気の需給上必要となった制限もしくは中止のときは，その部分については割引いたしません。 イ　低圧で受電する場合または高圧で受電する場合で，同時最大受電電力が500キロワット未満となるとき。 (ｲ)　割 引 の 対 象 当該受電地点の系統連系受電サービスの基本料金から系統設備効率化割引額を差し引いた金額といたします。ただし，33（料金の算定）(1)イ，ハ，ニ，トまたはチの場合は，制限または中止の日における契約内容に応じて算定される１月の金額といたします。 (ﾛ)　割　　引　　率 １月中の制限し，または中止した延べ日数１日ごとに４パーセントといたします。 (ﾊ)　制限または中止延べ日数の計算 延べ日数は，１日のうち延べ１時間以上制限し，または中止した日を１日として計算いたします。 ロ　高圧で受電する場合で，同時最大受電電力が500キロワット以上となるときまたは特別高圧で受電する場合 (ｲ)　割 引 の 対 象 当該受電地点の系統連系受電サービスの基本料金から系統設備効率化割引額を差し引いた金額といたします。ただし，33（料金の算定）(1)イ，ハ，ニ，トまたはチの場合は，制限または中止の日における契約内容に応じて算定される１月の金額といたします。 (ﾛ)　割　　引　　率 １月中の制限し，または中止した延べ時間数１時間ごとに0.2パーセントといたします。 (ﾊ)　制限または中止延べ時間数の計算 延べ時間数は，１回10分以上の制限または中止の延べ時間とし，１時間未満の端数を生じた場合は，30分以上は切り上げ，30分未満は切り捨てます。 なお，制限時間については，次の算式により修正したうえで合計いたします。 ａ　発電量調整受電電力を制限した場合 $H' = H \times \frac{D - d}{D}$ H′　＝　修正時間（10分未満となる場合も延べ時間に算入いたします。） H　＝　制限時間 D　＝　当該受電地点の同時最大受電電力 d　＝　制限時間中の当該受電地点の発電量調整受電電力	~~の場合（低圧で受電する場合を含みます。）で，電気の需給上必要となった制限もしくは中止のときは，その部分については割引いたしません。~~ ~~イ　低圧で受電する場合または高圧で受電する場合で，同時最大受電電力が500キロワット未満となるとき。~~ ~~(ｲ)　割 引 の 対 象~~ ~~当該受電地点の系統連系受電サービスの基本料金から系統設備効率化割引額を差し引いた金額といたします。ただし，33（料金の算定）(1)イ，ハ，ニ，トまたはチの場合は，制限または中止の日における契約内容に応じて算定される１月の金額といたします。~~ ~~(ﾛ)　割　　引　　率~~ ~~１月中の制限し，または中止した延べ日数１日ごとに４パーセントといたします。~~ ~~(ﾊ)　制限または中止延べ日数の計算~~ ~~延べ日数は，１日のうち延べ１時間以上制限し，または中止した日を１日として計算いたします。~~ ~~ロ　高圧で受電する場合で，同時最大受電電力が500キロワット以上となるときまたは特別高圧で受電する場合~~ ~~(ｲ)　割 引 の 対 象~~ ~~当該受電地点の系統連系受電サービスの基本料金から系統設備効率化割引額を差し引いた金額といたします。ただし，33（料金の算定）(1)イ，ハ，ニ，トまたはチの場合は，制限または中止の日における契約内容に応じて算定される１月の金額といたします。~~ ~~(ﾛ)　割　　引　　率~~ ~~１月中の制限し，または中止した延べ時間数１時間ごとに0.2パーセントといたします。~~ ~~(ﾊ)　制限または中止延べ時間数の計算~~ ~~延べ時間数は，１回10分以上の制限または中止の延べ時間とし，１時間未満の端数を生じた場合は，30分以上は切り上げ，30分未満は切り捨てます。~~ ~~なお，制限時間については，次の算式により修正したうえで合計いたします。~~ ~~ａ　発電量調整受電電力を制限した場合~~ ~~$H' = H \times \frac{D - d}{D}$~~ ~~H′　＝　修正時間（10分未満となる場合も延べ時間に算入いたします。）~~ ~~H　＝　制限時間~~ ~~D　＝　当該受電地点の同時最大受電電力~~ ~~d　＝　制限時間中の当該受電地点の発電量調整受電電力~~

現　行（2024年10月１日実施）	変　更　後（2025年４月１日実施予定）
の最大値	~~の最大値~~
b　発電量調整受電電力量を制限した場合	~~b　発電量調整受電電力量を制限した場合~~
$H' = H \times \frac{A-B}{A}$	~~$H' = H \times \frac{A-B}{A}$~~
H′　＝　修正時間	~~H′　＝　修正時間~~
H　＝　制限時間	~~H　＝　制限時間~~
A　＝　制限指定時間中の当該受電地点の基準となる電力量（発電者の平常運転時の発電量調整受電電力量の実績等にもとづき算定される推定発電量調整受電電力量といたします。）	~~A　＝　制限指定時間中の当該受電地点の基準となる電力量（発電者の平常運転時の発電量調整受電電力量の実績等にもとづき算定される推定発電量調整受電電力量といたします。）~~
B　＝　制限時間中の当該受電地点の発電量調整受電電力量	~~B　＝　制限時間中の当該受電地点の発電量調整受電電力量~~
c　発電量調整受電電力および発電量調整受電電力量を同時に制限した時間については，ａによる修正時間またはｂによる修正時間のいずれか大きいものによります。	~~c　発電量調整受電電力および発電量調整受電電力量を同時に制限した時間については，ａによる修正時間またはｂによる修正時間のいずれか大きいものによります。~~
⑻　⑺による延べ日数または延べ時間数を計算する場合には，電気工作物の保守または増強のための工事の必要上当社が発電者に３日前までにお知らせして行なう制限または中止は，１月につき１日を限って計算に入れません。この場合の１月につき１日とは，１暦月の１暦日における１回の工事による制限または中止の時間といたします。	~~⑻　⑺による延べ日数または延べ時間数を計算する場合には，電気工作物の保守または増強のための工事の必要上当社が発電者に３日前までにお知らせして行なう制限または中止は，１月につき１日を限って計算に入れません。この場合の１月につき１日とは，１暦月の１暦日における１回の工事による制限または中止の時間といたします。~~
⑼　当社は，⑵または⑶によって，需要者の電気の使用を制限し，または中止した場合，これにともなう料金の減額は行ないません。	~~⑼~~⑺　当社は，⑵または⑶によって，発電者の発電もしくは放電または需要者の電気の使用を制限し，または中止した場合，これにともなう料金の減額は行ないません。
⑽　予備送電サービスの使用を制限し，または中止した場合，これにともなう料金の減額は行ないません。	~~⑽~~⑻　予備送電サービスの使用を制限し，または中止した場合，これにともなう料金の減額は行ないません。
⑾　当社は，⑵イの場合で，発電量調整供給に係る発電設備等に対してＮ－１電制を実施したときは，これにより生じた小売電気事業，特定送配電事業または自己等への電気の供給の用に供する電気の不足電力量（以下「Ｎ－１電制時調達不足電力量」といいます。）の調達に要した費用の実費相当額に，Ｎ－１電制が実施された発電設備等を再度起動するために要した燃料費等の費用の実費を加えた金額から，Ｎ－１電制が実施されなかったとしたときにその発電設備等がＮ－１電制時調達不足電力量を発電または放電するのに要したであろう費用に相当する金額を差し引いた金額について，電力広域的運営推進機関が認める範囲においてＮ－１電制オペレーション費用として発電契約者にお支払いいたします。	~~⑾~~⑼　当社は，⑵イの場合で，発電量調整供給に係る発電設備等に対してＮ－１電制を実施したときは，これにより生じた小売電気事業，特定送配電事業または自己等への電気の供給の用に供する電気の不足電力量（以下「Ｎ－１電制時調達不足電力量」といいます。）の調達に要した費用の実費相当額に，Ｎ－１電制が実施された発電設備等を再度起動するために要した燃料費等の費用の実費を加えた金額から，Ｎ－１電制が実施されなかったとしたときにその発電設備等がＮ－１電制時調達不足電力量を発電または放電するのに要したであろう費用に相当する金額を差し引いた金額について，電力広域的運営推進機関が認める範囲においてＮ－１電制オペレーション費用として発電契約者にお支払いいたします。
41　契　約　超　過　金	**41　契　約　超　過　金**
⑴　契約者が接続送電サービス契約電力，臨時接続送電サービス契約電力または予備送電サービス契約電力をこえて電気を使用された場合には，	⑴　契約者が接続送電サービス契約電力，臨時接続送電サービス契約電力または予備送電サービス契約電力をこえて電気を使用された場合には，

現　行（2024年10月１日実施）	変　更　後（2025年４月１日実施予定）
当社の責めとなる理由による場合を除き，当社は，契約超過電力に接続送電サービスもしくは臨時接続送電サービスの該当基本料金率または予備送電サービスの該当料金率を乗じてえた金額をその１月の力率により割引または割増ししたもの（予備送電サービス契約電力をこえて電気を使用された場合は，力率による割引または割増しをいたしません。）の1.5倍に相当する金額を，契約超過金として契約者から申し受けます。 なお，この場合，契約超過電力とは，その１月の最大需要電力等から接続送電サービス契約電力，臨時接続送電サービス契約電力または予備送電サービス契約電力を差し引いた値といたします。 また，当社が分割接続供給を行なう供給地点において，いずれかの契約者が接続送電サービス契約電力，臨時接続送電サービス契約電力または予備送電サービス契約電力をこえて電気を使用された場合は，それぞれの契約者に係る接続送電サービス，臨時接続送電サービスまたは予備送電サービスにおける契約超過金とあわせて，33（料金の算定）⑾，⑿または⒀にもとづき料金の調整を行なうために，１供給地点につき，１接続送電サービス，１臨時接続送電サービスまたは１予備送電サービスを適用したときの契約超過金を算定し，それぞれの契約者に係る接続送電サービス，臨時接続送電サービスまたは予備送電サービスにおける契約超過金の合計と，１供給地点につき，１接続送電サービス，１臨時接続送電サービスまたは１予備送電サービスを適用した場合における契約超過金との間に差が生ずるときは，33（料金の算定）⑾，⑿または⒀に準じて契約超過金の調整を実施いたします。	当社の責めとなる理由による場合を除き，当社は，契約超過電力に接続送電サービスもしくは臨時接続送電サービスの該当基本料金率または予備送電サービスの該当料金率を乗じてえた金額をその１月の力率により割引または割増ししたもの（予備送電サービス契約電力をこえて電気を使用された場合は，力率による割引または割増しをいたしません。）の1.5倍に相当する金額を，契約超過金として契約者から申し受けます。 なお，この場合，契約超過電力とは，その１月の最大需要電力等から接続送電サービス契約電力，臨時接続送電サービス契約電力または予備送電サービス契約電力を差し引いた値といたします。 また，当社が分割接続供給を行なう供給地点において，いずれかの契約者が接続送電サービス契約電力，臨時接続送電サービス契約電力または予備送電サービス契約電力をこえて電気を使用された場合は，それぞれの契約者に係る接続送電サービス，臨時接続送電サービスまたは予備送電サービスにおける契約超過金とあわせて，33（料金の算定）⑾，⑿または⒀にもとづき料金の調整を行なうために，１供給地点につき，１接続送電サービス，１臨時接続送電サービスまたは１予備送電サービスを適用したときの契約超過金を算定し，それぞれの契約者に係る接続送電サービス，臨時接続送電サービスまたは予備送電サービスにおける契約超過金の合計と，１供給地点につき，１接続送電サービス，１臨時接続送電サービスまたは１予備送電サービスを適用した場合における契約超過金との間に差が生ずるときは，33（料金の算定）⑾，⑿または⒀に準じて契約超過金の調整を~~実施いたします~~行ないます。
⑵　発電者が同時最大受電電力をこえて発電または放電された場合には，当社の責めとなる理由による場合を除き，当社は，契約超過受電電力に系統連系受電サービスの基本料金率を乗じてえた金額の1.5倍に相当する金額を，契約超過金として発電者から申し受けます。 なお，この場合，契約超過受電電力は，次によって受電地点ごとに，発電バランシンググループごとに定めます。 イ　発電場所が１発電バランシンググループに属している場合 ⑴　同時最大受電電力が発電設備等に係る供給地点の接続送電サービス契約電力（発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は，１接続送電サービスを適用したときのその１月の接続送電サービス契約電力といたします。）を上回る場合または発電設備等に係る供給地点において電灯定額接続送電サービスが適用されている場合 その１月の最大連系電力等から同時最大受電電力を差し引いた値といたします。 ⑵　同時最大受電電力が発電設備等に係る供給地点の接続送電サービス契約電力（発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は，１接続送電サービスを適用したときのその１月	⑵　発電者が同時最大受電電力をこえて発電または放電された場合には，当社の責めとなる理由による場合を除き，当社は，契約超過受電電力に系統連系受電サービスの基本料金率を乗じてえた金額の1.5倍に相当する金額を，契約超過金として発電者から申し受けます。 なお，この場合，契約超過受電電力は，次によって受電地点ごとに，発電バランシンググループごとに定めます。 イ　発電場所が１発電バランシンググループに属している場合 ⑴　同時最大受電電力が発電設備等に係る供給地点の接続送電サービス契約電力（発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は，１接続送電サービスを適用したときのその１月の接続送電サービス契約電力といたします。）を上回る場合または発電設備等に係る供給地点において電灯定額接続送電サービスが適用されている場合 その１月の最大連系電力等から同時最大受電電力を差し引いた値といたします。 ⑵　同時最大受電電力が発電設備等に係る供給地点の接続送電サービス契約電力（発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は，１接続送電サービスを適用したときのその１月

現　行（2024年10月１日実施）	変　更　後（2025年４月１日実施予定）
の接続送電サービス契約電力といたします。）を下回る場合 その１月の最大連系電力等から発電設備等に係る供給地点の接続送電サービス契約電力（発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は，１接続送電サービスを適用したときのその１月の接続送電サービス契約電力といたします。）を差し引いた値といたします。ただし，差し引いた値が零を下回る場合は，契約超過金を申し受けません。	の接続送電サービス契約電力といたします。）を下回る場合 その１月の最大連系電力等から発電設備等に係る供給地点の接続送電サービス契約電力（発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は，１接続送電サービスを適用したときのその１月の接続送電サービス契約電力といたします。）を差し引いた値といたします。ただし，差し引いた値が零を下回る場合は，契約超過金を申し受けません。
ロ　発電場所が複数の発電バランシンググループに属している場合	ロ　発電場所が複数の発電バランシンググループに属している場合
㈠　同時最大受電電力が発電設備等に係る供給地点の接続送電サービス契約電力（発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は，１接続送電サービスを適用したときのその１月の接続送電サービス契約電力といたします。）を上回る場合または発電設備等に係る供給地点において電灯定額接続送電サービスが適用されている場合 発電バランシンググループごとの契約超過受電電力は，その１月の最大連系電力等を契約受電電力の比であん分してえた値から同時最大受電電力を契約受電電力の比であん分してえた値を差し引いた値といたします。	㈠　同時最大受電電力が発電設備等に係る供給地点の接続送電サービス契約電力（発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は，１接続送電サービスを適用したときのその１月の接続送電サービス契約電力といたします。）を上回る場合または発電設備等に係る供給地点において電灯定額接続送電サービスが適用されている場合 発電バランシンググループごとの契約超過受電電力は，その１月の最大連系電力等を契約受電電力の比であん分してえた値から同時最大受電電力を契約受電電力の比であん分してえた値を差し引いた値といたします。
㈡　同時最大受電電力が発電設備等に係る供給地点の接続送電サービス契約電力（発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は，１接続送電サービスを適用したときのその１月の接続送電サービス契約電力といたします。）を下回る場合 発電バランシンググループごとの契約超過受電電力は，その１月の最大連系電力等を契約受電電力の比であん分してえた値から発電設備等に係る供給地点のその１月の接続送電サービス契約電力（発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は，１接続送電サービスを適用したときのその１月の接続送電サービス契約電力といたします。）を契約受電電力の比であん分してえた値を差し引いた値といたします。ただし，差し引いた値が零を下回る場合は，契約超過金を申し受けません。	㈡　同時最大受電電力が発電設備等に係る供給地点の接続送電サービス契約電力（発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は，１接続送電サービスを適用したときのその１月の接続送電サービス契約電力といたします。）を下回る場合 発電バランシンググループごとの契約超過受電電力は，その１月の最大連系電力等を契約受電電力の比であん分してえた値から発電設備等に係る供給地点のその１月の接続送電サービス契約電力（発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は，１接続送電サービスを適用したときのその１月の接続送電サービス契約電力といたします。）を契約受電電力の比であん分してえた値を差し引いた値といたします。ただし，差し引いた値が零を下回る場合は，契約超過金を申し受けません。
ハ　イおよびロにおいて，契約超過受電電力の算定上，次のものについても接続送電サービス契約電力１キロワットとみなします。	ハ　イおよびロにおいて，契約超過受電電力の算定上，次のものについても接続送電サービス契約電力１キロワットとみなします。
㈠　臨時接続送電サービス契約電力（発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は，１臨時接続送電サービスを適用したときの臨時接続送電サービス契約電力といたします。） １キロワット	㈠　臨時接続送電サービス契約電力（発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は，１臨時接続送電サービスを適用したときの臨時接続送電サービス契約電力といたします。） １キロワット
㈡　接続送電サービス契約電流または臨時接続送電サービス契約電流 10アンペア ただし，接続送電サービス契約電流が５アンペアの場合は，0.5キロワットとみなし，15アンペアの場合は，1.5キロワットとみな	㈡　接続送電サービス契約電流または臨時接続送電サービス契約電流 10アンペア ただし，接続送電サービス契約電流が５アンペアの場合は，0.5キロワットとみなし，15アンペアの場合は，1.5キロワットとみな

現　行（2024年10月１日実施）	変　更　後（2025年４月１日実施予定）
します。 ㈠　接続送電サービス契約容量または臨時接続送電サービス契約容量 １キロボルトアンペア ㈡　電灯臨時定額接続送電サービスにおける契約負荷設備の総容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，各契約負荷設備ごとに別表４〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）１キロボルトアンペア ただし，電灯臨時定額接続送電サービスにおける契約負荷設備の総容量の端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。 ㈢　附則３（揚水発電設備等が設置された需要場所に接続供給を行なう場合の特別措置）の適用を受けている場合の接続供給課金対象電力（揚水発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は，１接続送電サービスまたは１臨時接続送電サービスを適用したときの接続供給課金対象電力といたします。）１キロワット ⑶　契約超過金の支払期日，支払方法等については，次のとおりといたします。 イ　契約者の場合 契約電力をこえて電気を使用された月の検針日が供給側料金算定日となる日程等別料金（該当する日程等別料金がない場合は，供給側料金算定日が直後の日程等別料金といたします。）の支払期日までに，原則として，その日程等別料金とあわせて支払っていただきます。 なお，契約超過金が支払期日までに支払われない場合には，支払期日の翌日から起算して支払いの日に至るまで，契約超過金から消費税等相当額を差し引いた金額に対して，年10パーセントの延滞利息（閏年の日を含む期間についても，365日当たりの割合といたします。）を申し受けます。 ロ　発電者の場合 同時最大受電電力をこえて発電または放電された月の検針日が受電側料金算定日となる系統連系受電サービス料金（該当する系統連系受電サービス料金がない場合は，受電側料金算定日が直後の系統連系受電サービス料金といたします。）の支払期日までに，原則として，その系統連系受電サービス料金とあわせて支払っていただきます。 なお，契約超過金が支払期日までに支払われない場合には，支払期日の翌日から起算して支払いの日に至るまで，契約超過金から消費税等相当額を差し引いた金額に対して，年10パーセントの延滞利息（閏年の日を含む期間についても，365日当たりの割合といたします。）を申し受けます。	します。 ㈠　接続送電サービス契約容量または臨時接続送電サービス契約容量 １キロボルトアンペア ㈡　電灯臨時定額接続送電サービスにおける契約負荷設備の総容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，各契約負荷設備ごとに別表４〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）１キロボルトアンペア ただし，電灯臨時定額接続送電サービスにおける契約負荷設備の総容量の端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。 ㈢　附則３（揚水発電設備等が設置された需要場所に接続供給を行なう場合の特別措置）の適用を受けている場合の接続供給課金対象電力（揚水発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は，１接続送電サービスまたは１臨時接続送電サービスを適用したときの接続供給課金対象電力といたします。）１キロワット ⑶　契約超過金の支払期日，支払方法等については，次のとおりといたします。 イ　契約者の場合 契約電力をこえて電気を使用された月の検針日が供給側料金算定日となる日程等別料金（該当する日程等別料金がない場合は，供給側料金算定日が直後の日程等別料金といたします。）の支払期日までに，原則として，その日程等別料金とあわせて支払っていただきます。 なお，契約超過金が支払期日までに支払われない場合には，支払期日の翌日から起算して支払いの日に至るまで，契約超過金から消費税等相当額を差し引いた金額に対して，年10パーセントの延滞利息（閏年の日を含む期間についても，365日当たりの割合といたします。）を申し受けます。 ロ　発電者の場合 同時最大受電電力をこえて発電または放電された月の検針日が受電側料金算定日となる系統連系受電サービス料金（該当する系統連系受電サービス料金がない場合は，受電側料金算定日が直後の系統連系受電サービス料金といたします。）の支払期日までに，原則として，その系統連系受電サービス料金とあわせて支払っていただきます。 なお，契約超過金が支払期日までに支払われない場合には，支払期日の翌日から起算して支払いの日に至るまで，契約超過金から消費税等相当額を差し引いた金額に対して，年10パーセントの延滞利息（閏年の日を含む期間についても，365日当たりの割合といたします。）を申し受けます。

現　行（2024年10月１日実施）	変　更　後（2025年４月１日実施予定）
VI　　契約の変更および終了	**VI　　契約の変更および終了**
51　契 約 の 変 更	**51　契 約 の 変 更**
⑴　接続供給契約，振替供給契約，発電量調整供給契約，系統連系受電契約または需要抑制量調整供給契約の内容に変更が生じる場合は，Ⅱ（契約の申込み）に定める新たに接続供給契約，振替供給契約，発電量調整供給契約，系統連系受電契約または需要抑制量調整供給契約を希望される場合に準じて接続供給契約，振替供給契約，発電量調整供給契約，系統連系受電契約または需要抑制量調整供給契約を変更するものとし，すみやかに当社に変更を申し出ていただきます。	⑴　接続供給契約，振替供給契約，発電量調整供給契約，系統連系受電契約または需要抑制量調整供給契約の内容に変更が生じる場合は，Ⅱ（契約の申込み）に定める新たに接続供給契約，振替供給契約，発電量調整供給契約，系統連系受電契約または需要抑制量調整供給契約を希望される場合に準じて接続供給契約，振替供給契約，発電量調整供給契約，系統連系受電契約または需要抑制量調整供給契約を変更するものとし，すみやかに当社に変更を申し出ていただきます。
⑵　低圧で供給する場合で，需要者が小売電気事業者の変更を希望され，契約者が接続供給契約を変更するときの⑴による接続供給契約の変更は，次のとおりといたします。	⑵　低圧で供給する場合で，需要者が小売電気事業者の変更を希望され，契約者が接続供給契約を変更するときの⑴による接続供給契約の変更は，次のとおりといたします。
イ　需要者への電気の供給を廃止される契約者は，あらかじめ当該需要者に係る供給地点への託送供給の廃止希望日を定めて，当社に申し出ていただきます。ただし，廃止申込みがロの開始申込みより先だって行なわれた場合で，当該需要者への電気の供給を新たに開始される契約者からの当該供給地点への託送供給の開始の申込みが廃止希望日の２暦日前から起算して８営業日前の日の１暦日前（記録型等計量器を取り付けている場合は廃止希望日の２暦日前から起算して１営業日前の日の１暦日前といたします。）までに行なわれなかったときには，当社は，当該廃止申込みの承諾を取り消します。 　また，廃止日は，当該供給地点への電気の供給を新たに開始される契約者が当社と定めた開始日と同一の日といたします。	イ　需要者への電気の供給を廃止される契約者は，あらかじめ当該需要者に係る供給地点への託送供給の廃止希望日を定めて，当社に申し出ていただきます。ただし，廃止申込みがロの開始申込みより先だって行なわれた場合で，当該需要者への電気の供給を新たに開始される契約者からの当該供給地点への託送供給の開始の申込みが廃止希望日の２暦日前から起算して８営業日前の日の１暦日前（記録型等計量器を取り付けている場合は廃止希望日の２暦日前から起算して１営業日前の日の１暦日前といたします。）までに行なわれなかったときには，当社は，当該廃止申込みの承諾を取り消します。 　また，廃止日は，当該供給地点への電気の供給を新たに開始される契約者が当社と定めた開始日と同一の日といたします。
ロ　需要者への電気の供給を新たに開始される契約者は，あらかじめ当該需要者に係る供給地点への託送供給の開始希望日を定めて，当社に申し出ていただきます。この場合，当社は，契約者と協議のうえ開始日を定めます。ただし，開始申込みが廃止申込みより先だって行なわれた場合で，当該需要者への電気の供給を廃止される契約者からの当該供給地点への託送供給の廃止の申込みが開始希望日の２暦日前から起算して８営業日前の日の１暦日前（記録型等計量器を取り付けている場合は廃止希望日の２暦日前から起算して１営業日前の日の１暦日前といたします。）までに行なわれなかったときには，当社は，当該開始申込みの承諾を取り消します。	ロ　需要者への電気の供給を新たに開始される契約者は，あらかじめ当該需要者に係る供給地点への託送供給の開始希望日を定めて，当社に申し出ていただきます。この場合，当社は，契約者と協議のうえ開始日を定めます。ただし，開始申込みが廃止申込みより先だって行なわれた場合で，当該需要者への電気の供給を廃止される契約者からの当該供給地点への託送供給の廃止の申込みが開始希望日の２暦日前から起算して８営業日前の日の１暦日前（記録型等計量器を取り付けている場合は廃止希望日の２暦日前から起算して１営業日前の日の１暦日前といたします。）までに行なわれなかったときには，当社は，当該開始申込みの承諾を取り消します。
ハ　イおよびロにおける営業日は，当社が定めるものとし，契約者にお知らせいたします。	ハ　イおよびロにおける営業日は，当社が定めるものとし，契約者にお知らせいたします。
⑶　発電量調整供給契約または系統連系受電契約の場合で，当社の供給設備を同一条件で継続して利用されることまたは反復して利用されること	⑶　発電量調整供給契約または系統連系受電契約の場合で，当社の供給設備を同一条件で継続して利用されることまたは反復して利用されること

現　行（2024年10月１日実施）	変　更　後（2025年４月１日実施予定）
が想定されるにもかかわらず，発電契約者から発電設備等の検査，補修，休止等の理由により契約受電電力または同時最大受電電力の減少の申出があるときは，正当な理由がない限り，契約受電電力または同時最大受電電力の減少はできないものといたします。	が想定されるにもかかわらず，発電契約者から発電設備等の検査，補修，休止等の理由により契約受電電力または同時最大受電電力の減少の申出があるときは，正当な理由がない限り，契約受電電力または同時最大受電電力の減少はできないものといたします。
⑷　分割接続供給の場合で，いずれかの契約者に係る接続供給契約の内容に変更が生ずるときは，あらかじめ双方の契約者で協議のうえ，すみやかに当社に変更を申し出ていただきます。 なお，分割接続供給に係る接続供給契約の開始または変更後１年に満たない場合，９（検討および契約の申込み）⑷イ�particular a，ｂおよびｄの事項の変更はできないものといたします。	⑷　分割接続供給の場合で，いずれかの契約者に係る接続供給契約の内容に変更が生ずるときは，あらかじめ双方の契約者で協議のうえ，すみやかに当社に変更を申し出ていただきます。 なお，分割接続供給に係る接続供給契約の開始または変更後１年に満たない場合，９（検討および契約の申込み）⑷イ㈠ａ，ｂおよびｄの事項の変更はできないものといたします。
⑸　需要抑制量調整供給契約の場合で，需要者が電力需給に関する契約等を締結している契約者を変更されたときは，需要抑制契約者からの申出がない場合であっても，当社は，需要者の需要場所に係る需要抑制量調整供給を終了させるための処置を行なうことがあります。 なお，この場合には，当社が当該需要場所に係る需要抑制量調整供給を終了させるための処置を行なった日に需要抑制量調整供給契約は変更され，または消滅するものといたします。	⑸　需要抑制量調整供給契約の場合で，需要者が電力需給に関する契約等を締結している契約者を変更されたときは，需要抑制契約者からの申出がない場合であっても，当社は，需要者の需要場所に係る需要抑制量調整供給を終了させるための処置を行なうことがあります。 なお，この場合には，当社が当該需要場所に係る需要抑制量調整供給を終了させるための処置を行なった日に需要抑制量調整供給契約は変更され，または消滅するものといたします。
	⑹　混雑緩和希望者提起による系統増強プロセス（以下「混雑緩和プロセス」といいます。）により供給設備の変更を希望される場合で，発電契約者が発電量調整供給契約を変更するときの⑴による発電量調整供給契約の変更は，次のとおりといたします。 イ　事前照会の申込み ㈠　発電契約者は，混雑緩和プロセスの概要検討（以下「概要検討」といいます。）の申込みに先だち，当社所定の様式により，混雑緩和プロセスの事前照会（以下「事前照会」といいます。）の申込みをしていただきます。 ㈡　当社は，原則として事前照会の申込みから２月以内に検討結果をお知らせいたします。 ロ　概要検討の申込み ㈠　発電契約者は，混雑緩和プロセス開始の申込みに先だち，当社所定の様式により，イ㈡の検討結果をお知らせした日から２月以内に概要検討の申込みをしていただきます。 ㈡　当社は，原則として概要検討の申込みから３月以内に検討結果をお知らせいたします。 ㈢　当社は，１受電地点１検討につき22万円を検討料として，概要検討の申込み時に発電契約者から申し受けます。 ハ　混雑緩和プロセス開始の申込み 発電契約者が混雑緩和プロセスを希望される場合で，電力広域的運営推進機関送配電等業務指針に定める混雑緩和プロセスに関する保証金（以下「混雑緩和プロセスに関する保証金」といい，その金額は電

現　行（2024年10月１日実施）	変　更　後（2025年４月１日実施予定）
	力広域的運営推進機関業務規程に定める方法により算定いたします。）を要するときは，混雑緩和プロセスに関する保証金をお支払いいただき，ロ(ロ)の検討結果をお知らせした日から１月以内に混雑緩和プロセス開始の申込みをしていただきます。 なお，発電契約者が追加混雑緩和希望者の募集が開始された混雑緩和プロセスへ参加を希望される場合で，混雑緩和プロセスに関する保証金を要するときは，混雑緩和プロセスに関する保証金をお支払いいただき，募集開始日から２月以内に応募をしていただきます。 また，混雑緩和プロセスにもとづき工事費負担金補償金を定める場合は，当社と工事費負担金の補償に関する契約を締結していただきます。
54　供給開始後の契約の消滅または変更にともなう料金および工事費の精算 (1)　次の場合には，当社は，接続供給契約の消滅または変更の日に料金および工事費を契約者に，発電量調整供給契約の消滅または変更の日に料金および工事費を発電契約者に，それぞれ精算していただきます。 なお，この場合は，受電地点または供給地点ごとに精算するものといたします。ただし，分割接続供給の場合は，供給地点に係る接続供給契約ごとに精算するものといたします。 イ　接続供給の場合 (イ)　低圧で供給する場合 a　契約者が接続送電サービス契約電力，接続送電サービス契約電流または接続送電サービス契約容量を新たに設定し，または増加された後１年に満たないでこれを消滅させる場合は，それまでの期間の接続送電サービス料金について，さかのぼって，新たに設定し，または増加された接続送電サービス契約電力，接続送電サービス契約電流または接続送電サービス契約容量分につき，電灯標準接続送電サービス，電灯時間帯別接続送電サービスまたは電灯従量接続送電サービスの適用を受けていた場合は該当料金の10パーセントを割増ししたものを適用し，動力標準接続送電サービス，動力時間帯別接続送電サービスまたは動力従量接続送電サービスの適用を受けていた場合は該当料金の20パーセントを割増ししたものを適用いたします。 なお，増加後に消滅させる場合には，それぞれの接続供給電力量は，接続送電サービス契約電力，接続送電サービス契約電流または接続送電サービス契約容量の増加分と残余分の比であん分したものといたします。 また，当社は，契約者が接続送電サービス契約電力，接続送電サービス契約電流または接続送電サービス契約容量を新たに設定し，または増加されたことにともない新たに施設した供給設備に	**54　供給開始後の契約の消滅または変更にともなう料金および工事費の精算** (1)　次の場合には，当社は，接続供給契約の消滅または変更の日に料金および工事費を契約者に，発電量調整供給契約の消滅または変更の日に料金および工事費を発電契約者に，それぞれ精算していただきます。 なお，この場合は，受電地点または供給地点ごとに精算するものといたします。ただし，分割接続供給の場合は，供給地点に係る接続供給契約ごとに精算するものといたします。 イ　接続供給の場合 (イ)　低圧で供給する場合 a　契約者が接続送電サービス契約電力，接続送電サービス契約電流または接続送電サービス契約容量を新たに設定し，または増加された後１年に満たないでこれを消滅させる場合は，それまでの期間の接続送電サービス料金について，さかのぼって，新たに設定し，または増加された接続送電サービス契約電力，接続送電サービス契約電流または接続送電サービス契約容量分につき，電灯標準接続送電サービス，電灯時間帯別接続送電サービスまたは電灯従量接続送電サービスの適用を受けていた場合は該当料金の10パーセントを割増ししたものを適用し，動力標準接続送電サービス，動力時間帯別接続送電サービスまたは動力従量接続送電サービスの適用を受けていた場合は該当料金の20パーセントを割増ししたものを適用いたします。 なお，増加後に消滅させる場合には，それぞれの接続供給電力量は，接続送電サービス契約電力，接続送電サービス契約電流または接続送電サービス契約容量の増加分と残余分の比であん分したものといたします。 また，当社は，契約者が接続送電サービス契約電力，接続送電サービス契約電流または接続送電サービス契約容量を新たに設定し，または増加されたことにともない新たに施設した供給設備に

現　行（2024年10月１日実施）	変　更　後（2025年４月１日実施予定）
ついて，73（臨時工事費）の臨時工事費として算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額を申し受けます。	ついて，73（臨時工事費）の臨時工事費として算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額を~~申し受けます~~精算いたします。
b　契約者が接続送電サービス契約電力，接続送電サービス契約電流または接続送電サービス契約容量を新たに設定し，または増加された後１年に満たないでこれを減少しようとされる場合は，それまでの期間の接続送電サービス料金について，さかのぼって，減少される接続送電サービス契約電力，接続送電サービス契約電流または接続送電サービス契約容量分につき，電灯標準接続送電サービス，電灯時間帯別接続送電サービスまたは電灯従量接続送電サービスの適用を受けていた場合は該当料金の10パーセントを割増ししたものを適用し，動力標準接続送電サービス，動力時間帯別接続送電サービスまたは動力従量接続送電サービスの適用を受けていた場合は該当料金の20パーセントを割増ししたものを適用いたします。 なお，この場合には，それぞれの接続供給電力量は，接続送電サービス契約電力，接続送電サービス契約電流または接続送電サービス契約容量の減少分と残余分の比であん分したものといたします。 また，当社の供給設備のうち接続送電サービス契約電力，接続送電サービス契約電流または接続送電サービス契約容量の減少に見合う部分について，73（臨時工事費）の臨時工事費として算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額を申し受けます。	b　契約者が接続送電サービス契約電力，接続送電サービス契約電流または接続送電サービス契約容量を新たに設定し，または増加された後１年に満たないでこれを減少しようとされる場合は，それまでの期間の接続送電サービス料金について，さかのぼって，減少される接続送電サービス契約電力，接続送電サービス契約電流または接続送電サービス契約容量分につき，電灯標準接続送電サービス，電灯時間帯別接続送電サービスまたは電灯従量接続送電サービスの適用を受けていた場合は該当料金の10パーセントを割増ししたものを適用し，動力標準接続送電サービス，動力時間帯別接続送電サービスまたは動力従量接続送電サービスの適用を受けていた場合は該当料金の20パーセントを割増ししたものを適用いたします。 なお，この場合には，それぞれの接続供給電力量は，接続送電サービス契約電力，接続送電サービス契約電流または接続送電サービス契約容量の減少分と残余分の比であん分したものといたします。 また，当社の供給設備のうち接続送電サービス契約電力，接続送電サービス契約電流または接続送電サービス契約容量の減少に見合う部分について，73（臨時工事費）の臨時工事費として算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額を~~申し受けます~~精算いたします。
c　当社が将来の需要等を考慮して供給設備を常置する場合は，ａおよびｂにかかわらず精算いたしません。	c　当社が将来の需要等を考慮して供給設備を常置する場合は，ａおよびｂにかかわらず精算いたしません。
d　電灯定額接続送電サービスの適用を受ける場合の料金および工事費の精算は，ａ，ｂおよびｃに準ずるものといたします。	d　電灯定額接続送電サービスの適用を受ける場合の料金および工事費の精算は，ａ，ｂおよびｃに準ずるものといたします。
㈡　高圧または特別高圧で供給する場合	㈡　高圧または特別高圧で供給する場合
a　契約者が接続送電サービス契約電力または予備送電サービス契約電力を新たに設定し，または増加された後１年に満たないでこれを消滅させる場合は，それまでの期間の接続送電サービス料金または予備送電サービス料金について，さかのぼって，新たに設定し，または増加された契約電力分につき該当料金の20パーセントを割増ししたものを適用いたします。 なお，増加後に消滅させる場合には，それぞれの接続供給電力量は，接続送電サービス契約電力の増加分と残余分の比であん分したものといたします。 また，当社は，契約者が接続送電サービス契約電力または予備送電サービス契約電力を新たに設定し，または増加されたことに	a　契約者が接続送電サービス契約電力または予備送電サービス契約電力を新たに設定し，または増加された後１年に満たないでこれを消滅させる場合は，それまでの期間の接続送電サービス料金または予備送電サービス料金について，さかのぼって，新たに設定し，または増加された契約電力分につき該当料金の20パーセントを割増ししたものを適用いたします。 なお，増加後に消滅させる場合には，それぞれの接続供給電力量は，接続送電サービス契約電力の増加分と残余分の比であん分したものといたします。 また，当社は，契約者が接続送電サービス契約電力または予備送電サービス契約電力を新たに設定し，または増加されたことに

現　行（2024年10月１日実施）	変　更　後（2025年４月１日実施予定）
ともない新たに施設した供給設備（高圧で供給する場合で，当社が将来の需要等を考慮して常置し，かつ，無償こう長に相当する部分を除きます。）について，73（臨時工事費）の臨時工事費として算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額を申し受けます。	ともない新たに施設した供給設備（高圧で供給する場合で，当社が将来の需要等を考慮して常置し，かつ，無償こう長に相当する部分を除きます。）について，73（臨時工事費）の臨時工事費として算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額を~~申し受けます~~精算いたします。
b　契約者が接続送電サービス契約電力または予備送電サービス契約電力を新たに設定し，または増加された後１年に満たないでこれを減少しようとされる場合は，それまでの期間の接続送電サービス料金または予備送電サービス料金について，さかのぼって，減少契約電力分につき該当料金の20パーセントを割増ししたものを適用いたします。	b　契約者が接続送電サービス契約電力または予備送電サービス契約電力を新たに設定し，または増加された後１年に満たないでこれを減少しようとされる場合は，それまでの期間の接続送電サービス料金または予備送電サービス料金について，さかのぼって，減少契約電力分につき該当料金の20パーセントを割増ししたものを適用いたします。
なお，この場合には，それぞれの接続供給電力量は，接続送電サービス契約電力の減少分と残余分の比であん分したものといたします。	なお，この場合には，それぞれの接続供給電力量は，接続送電サービス契約電力の減少分と残余分の比であん分したものといたします。
また，当社の供給設備のうち接続送電サービス契約電力または予備送電サービス契約電力の減少に見合う部分について，73（臨時工事費）の臨時工事費として算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額を申し受けます。	また，当社の供給設備のうち接続送電サービス契約電力または予備送電サービス契約電力の減少に見合う部分について，73（臨時工事費）の臨時工事費として算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額を~~申し受けます~~精算いたします。
c　分割接続供給の場合は，ａおよびｂにかかわらず，次のとおりといたします。	c　分割接続供給の場合は，ａおよびｂにかかわらず，次のとおりといたします。
⒜　契約者が，１供給地点につき，１接続送電サービスまたは１予備送電サービスを適用した場合の接続送電サービス契約電力または予備送電サービス契約電力を新たに設定し，または増加された後１年に満たないでこれを消滅させる場合は，それまでの期間の双方の契約者に係る接続送電サービス料金または予備送電サービス料金および１供給地点につき，１接続送電サービスまたは１予備送電サービスを適用した場合の接続送電サービス料金または予備送電サービス料金について，さかのぼって，新たに設定し，または増加された契約電力分につき該当料金の20パーセントを割増ししたものを適用いたします。	⒜　契約者が，１供給地点につき，１接続送電サービスまたは１予備送電サービスを適用した場合の接続送電サービス契約電力または予備送電サービス契約電力を新たに設定し，または増加された後１年に満たないでこれを消滅させる場合は，それまでの期間の双方の契約者に係る接続送電サービス料金または予備送電サービス料金および１供給地点につき，１接続送電サービスまたは１予備送電サービスを適用した場合の接続送電サービス料金または予備送電サービス料金について，さかのぼって，新たに設定し，または増加された契約電力分につき該当料金の20パーセントを割増ししたものを適用いたします。
なお，増加後に消滅させる場合には，それぞれの接続供給電力量は，接続送電サービス契約電力の増加分と残余分の比であん分したものといたします。	なお，増加後に消滅させる場合には，それぞれの接続供給電力量は，接続送電サービス契約電力の増加分と残余分の比であん分したものといたします。
また，当社は，契約者が，１供給地点につき，１接続送電サービスまたは１予備送電サービスを適用した場合の接続送電サービス契約電力または予備送電サービス契約電力を新たに設定し，または増加されたことにともない新たに施設した供給設備（高圧で供給する場合で，当社が将来の需要等を考慮して常置し，かつ，無償こう長に相当する部分を除きます。）について，73（臨時工事費）の臨時工事費として算定される金額と既	また，当社は，契約者が，１供給地点につき，１接続送電サービスまたは１予備送電サービスを適用した場合の接続送電サービス契約電力または予備送電サービス契約電力を新たに設定し，または増加されたことにともない新たに施設した供給設備（高圧で供給する場合で，当社が将来の需要等を考慮して常置し，かつ，無償こう長に相当する部分を除きます。）について，73（臨時工事費）の臨時工事費として算定される金額と既

現　行（2024年10月１日実施）	変　更　後（2025年４月１日実施予定）
に申し受けた工事費負担金との差額を，双方の契約者と当社との協議によって，一方または双方の契約者から申し受けます。	に申し受けた工事費負担金との差額を，双方の契約者と当社との協議によって，一方または双方の契約者~~から申し受けます~~と精算いたします。
⑹　契約者が，１供給地点につき，１接続送電サービスまたは１予備送電サービスを適用した場合の接続送電サービス契約電力または予備送電サービス契約電力を新たに設定し，または増加された後１年に満たないでこれを減少しようとされる場合は，それまでの期間の双方の契約者に係る接続送電サービス料金または予備送電サービス料金および１供給地点につき，１接続送電サービスまたは１予備送電サービスを適用した場合の接続送電サービス料金または予備送電サービス料金について，さかのぼって，減少契約電力分につき該当料金の20パーセントを割増ししたものを適用いたします。 　なお，この場合には，それぞれの接続供給電力量は，接続送電サービス契約電力の減少分と残余分の比であん分したものといたします。 　また，当社の供給設備のうち，１供給地点につき，１接続送電サービスまたは１予備送電サービスを適用した場合の接続送電サービス契約電力または予備送電サービス契約電力の減少に見合う部分について，73（臨時工事費）の臨時工事費として算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額を，双方の契約者と当社との協議によって，一方または双方の契約者から申し受けます。	⑹　契約者が，１供給地点につき，１接続送電サービスまたは１予備送電サービス契約電力または予備送電サービス契約電力を新たに設定し，または増加された後１年に満たないでこれを減少しようとされる場合は，それまでの期間の双方の契約者に係る接続送電サービス料金または予備送電サービス料金および１供給地点につき，１接続送電サービスまたは１予備送電サービスを適用した場合の接続送電サービス料金または予備送電サービス料金について，さかのぼって，減少契約電力分につき該当料金の20パーセントを割増ししたものを適用いたします。 　なお，この場合には，それぞれの接続供給電力量は，接続送電サービス契約電力の減少分と残余分の比であん分したものといたします。 　また，当社の供給設備のうち，１供給地点につき，１接続送電サービスまたは１予備送電サービスを適用した場合の接続送電サービス契約電力または予備送電サービス契約電力の減少に見合う部分について，73（臨時工事費）の臨時工事費として算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額を，双方の契約者と当社との協議によって，一方または双方の契約者~~から申し受けます~~と精算いたします。
⑹　⑷または⑹で料金の精算を行なう場合で，それぞれの契約者に係る接続送電サービス料金の合計と，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービス料金との間に差が生ずるときは，33（料金の算定）⑾に準じて接続送電サービス料金の調整を行ない，それぞれの契約者に係る予備送電サービス料金の合計と，１供給地点につき，１予備送電サービスを適用した場合の予備送電サービス料金との間に差が生ずるときは，33（料金の算定）⒀に準じて予備送電サービス料金の調整を行ないます。	⑹　⑷または⑹で料金の精算を行なう場合で，それぞれの契約者に係る接続送電サービス料金の合計と，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービス料金との間に差が生ずるときは，33（料金の算定）⑾に準じて接続送電サービス料金の調整を行ない，それぞれの契約者に係る予備送電サービス料金の合計と，１供給地点につき，１予備送電サービスを適用した場合の予備送電サービス料金との間に差が生ずるときは，33（料金の算定）⒀に準じて予備送電サービス料金の調整を行ないます。
㈠　19（接続送電サービス）⑵イ㈠によって接続送電サービス契約電力を定める契約者（19〔接続送電サービス〕⑵ニで需要者の発電設備の検査，補修または事故により生じた不足電力の補給以外の供給分について，19〔接続送電サービス〕⑵イ㈠に準じて定める契約者を含みます。）が，需要場所における受電設備等を新たに設定し，または需要場所における受電設備の総容量等を増加された日以降１年に満たないで接続送電サービス契約電力を消滅させ，または19（接続送電サービス）⑵イ㈠ｃにより接続送電サービス契約電力を	㈠　19（接続送電サービス）⑵イ㈠によって接続送電サービス契約電力を定める契約者（19〔接続送電サービス〕⑵ニで需要者の発電設備の検査，補修または事故により生じた不足電力の補給以外の供給分について，19〔接続送電サービス〕⑵イ㈠に準じて定める契約者を含みます。）が，需要場所における受電設備等を新たに設定し，または需要場所における受電設備の総容量等を増加された日以降１年に満たないで接続送電サービス契約電力を消滅させ，または19（接続送電サービス）⑵イ㈠ｃにより接続送電サービス契約電力を

現　行（2024年10月１日実施）	変　更　後（2025年４月１日実施予定）
減少しようとされる場合は，(ｲ)または(ﾛ)に準ずるものといたします。この場合，(ｲ)または(ﾛ)にいう接続送電サービス契約電力を新たに設定された日は，需要場所における受電設備等を新たに設定された日とし，接続送電サービス契約電力を増加された日は，需要場所における受電設備の総容量等を増加された日とし，接続送電サービス契約電力を減少される日は，19（接続送電サービス）(2)イ(ｲ)ｃにより接続送電サービス契約電力を減少しようとされる日といたします。	減少しようとされる場合は，(ｲ)または(ﾛ)に準ずるものといたします。この場合，(ｲ)または(ﾛ)にいう接続送電サービス契約電力を新たに設定された日は，需要場所における受電設備等を新たに設定された日とし，接続送電サービス契約電力を増加された日は，需要場所における受電設備の総容量等を増加された日とし，接続送電サービス契約電力を減少される日は，19（接続送電サービス）(2)イ(ｲ)ｃにより接続送電サービス契約電力を減少しようとされる日といたします。
ロ　発電量調整供給の場合	ロ　発電量調整供給の場合
(ｲ)　発電契約者が契約受電電力，同時最大受電電力または予備送電サービス契約電力を新たに設定し，または増加された後１年に満たないでこれを消滅させる場合で，新たに施設された当社の供給設備を撤去するときには，当社は，撤去に要する諸工費（諸掛りを含みます。）から，その撤去後の資材の残存価額を差し引いた金額を申し受けます。	(ｲ)　発電契約者が契約受電電力，同時最大受電電力または予備送電サービス契約電力を新たに設定し，または増加された後１年に満たないでこれを消滅させる場合で，新たに施設された当社の供給設備を撤去するときには，当社は，撤去に要する諸工費（諸掛りを含みます。）から，その撤去後の資材の残存価額を差し引いた金額を申し受けます。
(ﾛ)　発電契約者が契約受電電力，同時最大受電電力または予備送電サービス契約電力を新たに設定し，または増加された後１年に満たないでこれを減少しようとされる場合は，当社の供給設備のうち契約受電電力，同時最大受電電力または予備送電サービス契約電力の減少に見合う部分について，新たに施設した当社の供給設備を撤去する場合の諸工費（諸掛りを含みます。）から，その撤去後の資材の残存価額を差し引いた金額を申し受けます。	(ﾛ)　発電契約者が契約受電電力，同時最大受電電力または予備送電サービス契約電力を新たに設定し，または増加された後１年に満たないでこれを減少しようとされる場合は，当社の供給設備のうち契約受電電力，同時最大受電電力または予備送電サービス契約電力の減少に見合う部分について，新たに施設した当社の供給設備を撤去する場合の諸工費（諸掛りを含みます。）から，その撤去後の資材の残存価額を差し引いた金額を申し受けます。
(2)　発電者または需要者が当社の供給設備を同一の使用形態で利用され，利用されてからの期間が１年以上になる場合には，１年以上利用される契約電力等に見合う部分については，(1)にかかわらず精算いたしません。 なお，接続供給契約または発電量調整供給契約の消滅または変更の日以降に１年以上にならないことが明らかになった場合には，明らかになった日に(1)に準じて精算を行ないます。	(2)　発電者または需要者が当社の供給設備を同一の使用形態で利用され，利用されてからの期間が１年以上になる場合には，１年以上利用される契約電力等に見合う部分については，(1)にかかわらず精算いたしません。 なお，接続供給契約または発電量調整供給契約の消滅または変更の日以降に１年以上にならないことが明らかになった場合には，明らかになった日に(1)に準じて精算を行ないます。
(3)　非常変災等やむをえない理由による場合は，(1)にかかわらず精算いたしません。	(3)　非常変災等やむをえない理由による場合は，(1)にかかわらず精算いたしません。
55　解　　約　　等	**55　解　　約　　等**
(1)　当社は，次の場合には，接続供給契約，振替供給契約，発電量調整供給契約，系統連系受電契約または需要抑制量調整供給契約を解約することがあります。 なお，系統連系受電契約を解約した場合には，当該発電場所に係る発電量調整供給契約は変更され，または消滅するものといたします。 この場合には，その旨を文書により契約者，発電契約者，発電者または需要抑制契約者にお知らせいたします。 また，契約者，発電契約者，発電者または需要抑制契約者がロに該当する場合は，その旨を文書等により発電者，需要者または需要者と電力	(1)　当社は，次の場合には，接続供給契約，振替供給契約，発電量調整供給契約，系統連系受電契約または需要抑制量調整供給契約を解約することがあります。 なお，系統連系受電契約を解約した場合には，当該発電場所に係る発電量調整供給契約は変更され，または消滅するものといたします。 この場合には，その旨を文書により契約者，発電契約者，発電者または需要抑制契約者にお知らせいたします。 また，契約者，発電契約者，発電者または需要抑制契約者がロに該当する場合は，その旨を文書等により発電者，需要者または需要者と電力

現　行（2024年10月１日実施）	変　更　後（2025年４月１日実施予定）
需給に関する契約等を締結している契約者にお知らせすることがあります。 イ　45（託送供給等の停止）によって託送供給または発電量調整供給を停止された契約者，発電契約者，発電者または需要者が当社の定めた期日までにその理由となった事実を解消されない場合 ロ　契約者，発電契約者，発電者または需要抑制契約者が次のいずれかに該当する場合 (ｲ)　料金を支払期日を経過してなお支払われない場合 (ﾛ)　発電契約者と当社が，発電者の料金，延滞利息および契約超過金の支払いに関する期日をあらかじめ定めた場合で，あらかじめ定めた支払いに関する期日を経過してなお引き渡されないとき。 (ﾊ)　他の接続供給契約（既に消滅しているものを含みます。），発電量調整供給契約（既に消滅しているものを含みます。），系統連系受電契約（既に消滅しているものを含みます。）または需要抑制量調整供給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を支払期日を経過してなお支払われない場合 (ﾆ)　料金以外の債務を支払われない場合 (ﾎ)　当社と締結する他の契約（既に消滅しているものを含みます。）にもとづく料金等の金銭債務を支払われない場合 ハ　契約者，発電契約者，発電者または需要抑制契約者が次のいずれかに該当し，当社が契約者，発電契約者，発電者または需要抑制契約者にその改善を求めた場合で，40（適正契約の保持等）に定める適正契約への変更および適正な使用状態，発電・放電状態または需要抑制状態への修正に応じていただけないとき。 (ｲ)　８（契約の要件）を欠くに至った場合 (ﾛ)　接続供給の場合で，頻繁に接続対象電力量と接続対象計画電力量との間に著しい差が生じるとき。 (ﾊ)　発電量調整供給の場合で，頻繁に発電量調整受電電力量と発電量調整受電計画電力量との間に著しい差が生じるとき。 (ﾆ)　需要抑制量調整供給の場合で，頻繁に需要抑制量調整受電電力量と需要抑制量調整受電計画電力量との間に著しい差が生じるとき。 (ﾎ)　需要抑制量調整供給の場合で，頻繁にベースラインが著しく不適当と認められるとき。 (ﾍ)　発電量調整受電電力が契約受電電力または同時最大受電電力をこえる場合 (ﾄ)　その他この約款に反した場合 (2)　分割接続供給の場合で，一方の契約者に係る接続供給契約が(1)によって解約されたときは，当社は，原則として，他の一方の契約者へ当該供給地点におけるすべての電気について接続供給を行なうことといたします。この場合，当該供給地点においてすべての電気について接続供給を	需給に関する契約等を締結している契約者にお知らせすることがあります。 イ　45（託送供給等の停止）によって託送供給または発電量調整供給を停止された契約者，発電契約者，発電者または需要者が当社の定めた期日までにその理由となった事実を解消されない場合 ロ　契約者，発電契約者，発電者または需要抑制契約者が次のいずれかに該当する場合 (ｲ)　料金を支払期日を経過してなお支払われない場合 (ﾛ)　発電契約者と当社が，発電者の料金，延滞利息および契約超過金の支払いに関する期日をあらかじめ定めた場合で，あらかじめ定めた支払いに関する期日を経過してなお引き渡されないとき。 (ﾊ)　他の接続供給契約（既に消滅しているものを含みます。），発電量調整供給契約（既に消滅しているものを含みます。），系統連系受電契約（既に消滅しているものを含みます。）または需要抑制量調整供給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を支払期日を経過してなお支払われない場合 (ﾆ)　料金以外の債務を支払われない場合 (ﾎ)　当社と締結する他の契約（既に消滅しているものを含みます。）にもとづく料金等の金銭債務を支払われない場合 ハ　契約者，発電契約者，発電者または需要抑制契約者が次のいずれかに該当し，当社が契約者，発電契約者，発電者または需要抑制契約者にその改善を求めた場合で，40（適正契約の保持等）に定める適正契約への変更および適正な使用状態，発電・放電状態または需要抑制状態への修正に応じていただけないとき。 (ｲ)　８（契約の要件）を欠くに至った場合 (ﾛ)　接続供給の場合で，頻繁に接続対象電力量と接続対象計画電力量との間に著しい差が生じるとき。 (ﾊ)　発電量調整供給の場合で，頻繁に発電量調整受電電力量と発電量調整受電計画電力量との間に著しい差が生じるとき。 (ﾆ)　需要抑制量調整供給の場合で，頻繁に需要抑制量調整受電電力量と需要抑制量調整受電計画電力量との間に著しい差が生じるとき。 (ﾎ)　需要抑制量調整供給の場合で，頻繁にベースラインが著しく不適当と認められるとき。 (ﾍ)　発電量調整受電電力が契約受電電力または同時最大受電電力をこえる場合 (ﾄ)　その他この約款に反した場合 (2)　分割接続供給の場合で，一方の契約者に係る接続供給契約が(1)によって解約されたときは，当社は，原則として，他の一方の契約者へ当該供給地点におけるすべての電気について接続供給を行なうことといたします。この場合，当該供給地点においてすべての電気について接続供給を

現　行（2024年10月１日実施）	変　更　後（2025年４月１日実施予定）
受ける契約者は，51（契約の変更）⑴に準じて接続供給契約を変更していただきます。	受ける契約者は，51（契約の変更）⑴に準じて接続供給契約を変更していただきます。
⑶　需要者がその需要場所から移転され，電気を使用されていないことが明らかな場合には，契約者または需要抑制契約者からの申出がない場合であっても，当社は，当該需要場所に係る接続供給および需要抑制量調整供給を終了させるための処置を行なうことがあります。 この場合，当社が当該需要場所に係る接続供給および需要抑制量調整供給を終了させるための処置を行なった日に接続供給契約および需要抑制量調整供給契約は変更され，または消滅するものといたします。	⑶　需要者がその需要場所から移転され，電気を使用されていないことが明らかな場合には，契約者または需要抑制契約者からの申出がない場合であっても，当社は，当該需要場所に係る接続供給および需要抑制量調整供給を終了させるための処置を行なうことがあります。 この場合，当社が当該需要場所に係る接続供給および需要抑制量調整供給を終了させるための処置を行なった日に接続供給契約および需要抑制量調整供給契約は変更され，または消滅するものといたします。
⑷　発電者がその発電場所において，その発電場所に係る設備の保全の意思がないことまたは今後も発電もしくは放電しないことが明らかな場合には，発電契約者または発電者からの申出がない場合であっても，当社は，当該発電場所に係る発電量調整供給を終了させるための処置を行なうことがあります。 この場合，当社が当該発電場所に係る発電量調整供給を終了させるための処置を行なった日に発電量調整供給契約および系統連系受電契約は変更され，または消滅するものといたします。	⑷　発電者がその発電場所において，その発電場所に係る設備の保全の意思がないことまたは今後も発電もしくは放電しないことが明らかな場合には，発電契約者または発電者からの申出がない場合であっても，当社は，当該発電場所に係る発電量調整供給を終了させるための処置を行なうことがあります。 この場合，当社が当該発電場所に係る発電量調整供給を終了させるための処置を行なった日に発電量調整供給契約および系統連系受電契約は変更され，または消滅するものといたします。
⑸　発電場所が複数の発電バランシンググループに属しており，かつ，発電者の料金その他を支払期日を経過してなお支払われない場合で，系統連系受電契約を解約したときは，当該発電契約者からの申出がない場合であっても，発電量調整供給契約を変更していただくものとし，当社は，その旨を発電契約者に通知いたします。 なお，発電契約者と同一の者である発電者の場合は，当該発電契約者との発電量調整供給契約は変更され，または消滅するものといたします。	⑸　発電場所が複数の発電バランシンググループに属しており，かつ，発電者の料金その他を支払期日を経過してなお支払われない場合で，系統連系受電契約を解約したときは，当該発電契約者からの申出がない場合であっても，発電量調整供給契約を変更していただくものとし，当社は，その旨を発電契約者に通知いたします。 なお，発電契約者と同一の者である発電者の場合は，当該発電契約者との発電量調整供給契約は変更され，または消滅するものといたします。
⑹　発電量調整供給契約または系統連系受電契約の場合で，発電量調整供給契約または系統連系受電契約を締結している発電場所と同一の場所である需要場所において締結している接続供給契約（発電設備等に係る供給地点の接続供給契約に限ります。）が⑴によって解約されたときは，発電契約者または発電者からの申出がない場合であっても，当社は，当該発電場所に係る発電量調整供給を終了させるための処置を行ないます。 この場合，当社が当該発電場所に係る発電量調整供給を終了させるための処置を行なった日に発電量調整供給契約および系統連系受電契約は変更され，または消滅するものといたします。	⑹　発電量調整供給契約または系統連系受電契約の場合で，発電量調整供給契約または系統連系受電契約を締結している発電場所と同一の場所である需要場所において締結している接続供給契約（発電設備等に係る供給地点の接続供給契約に限ります。また，分割接続供給の場合は，当該供給地点に係るすべての接続供給契約といたします。）が⑴によって解約されたときは，発電契約者または発電者からの申出がない場合であっても，当社は，当該発電場所に係る発電量調整供給を終了させるための処置を行ないます。 この場合，当社が当該発電場所に係る発電量調整供給を終了させるための処置を行なった日に発電量調整供給契約および系統連系受電契約は変更され，または消滅するものといたします。

現　行（2024年10月１日実施）	変　更　後（2025年４月１日実施予定）
Ⅷ　工事費の負担	**Ⅷ　工事費の負担**
67　受電地点への供給設備の工事費負担金 ⑴　受電側接続設備の工事費負担金 イ　発電契約者が新たに発電量調整供給を開始し，または契約受電電力を増加される場合で，これにともない新たに受電側接続設備（専用供給設備および予備供給設備を除きます。）を施設するときには，当社は，別冊に定める標準設計基準による設計（以下「標準設計」といいます。）で施設する場合の工事費（以下「標準設計工事費」といいます。）を工事費負担金として発電契約者から申し受けます。 ロ　Ⅷ（工事費の負担）の各項において，受電側接続設備とは，当社が高圧または特別高圧で受電する場合において，受電地点からの受電の用に供することを主たる目的とする供給設備であって，変電所（専ら当該受電地点への事故波及の防止を目的として施設される変電所を除きます。）の引出口に施設される断路器の受電地点側接続点（基幹送電設備から受電側接続設備を分岐する場合は，基幹送電設備の接続点といたします。）から他の変電所（専ら当該受電地点への事故波及の防止を目的として施設される変電所を除きます。）を経ないで受電地点に至る電線および引込線等をいいます。また，Ⅷ（工事費の負担）の各項において，受電地点とは会社間連系点以外の受電地点をいい，開閉所および蓄電所は，変電所とみなします。 ⑵　受電地点への特別供給設備の工事費負担金 イ　発電契約者が新たに発電量調整供給を開始し，または契約受電電力を増加される場合で，これにともない当社が新たに受電地点への特別の供給設備を施設するときには，当社は，次の金額を工事費負担金として発電契約者から申し受けます。 ⑴　発電契約者の希望によって標準設計をこえる設計で当社が受電地点への供給設備を施設する場合は，標準設計工事費をこえる金額 なお，標準設計をこえる設計で受電地点への供給設備を施設する場合とは，次のいずれかに該当する場合をいいます。 a　標準設計をこえる電線または支持物等を施設する場合 b　架空受電側接続設備によって受電できるにもかかわらず，地中受電側接続設備を施設する場合 c　標準設計による受電側接続設備以外の受電側接続設備により受電する場合 d　その他標準設計をこえる設計で受電に必要な供給設備を施設する場合 また，この場合も⑴の工事費負担金を申し受けます。	**67　受電地点への供給設備の工事費負担金** ⑴　受電側接続設備の工事費負担金 イ　発電契約者が新たに発電量調整供給を開始し，または契約受電電力を増加される場合で，これにともない新たに受電側接続設備（専用供給設備および予備供給設備を除きます。）を施設するときには，当社は，別冊に定める標準設計基準による設計（以下「標準設計」といいます。）で施設する場合の工事費（以下「標準設計工事費」といいます。）を工事費負担金として発電契約者から申し受けます。 ロ　Ⅷ（工事費の負担）の各項において，受電側接続設備とは，当社が高圧または特別高圧で受電する場合において，受電地点からの受電の用に供することを主たる目的とする供給設備であって，変電所（専ら当該受電地点への事故波及の防止を目的として施設される変電所を除きます。）の引出口に施設される断路器の受電地点側接続点（基幹送電設備から受電側接続設備を分岐する場合は，基幹送電設備の接続点といたします。）から他の変電所（専ら当該受電地点への事故波及の防止を目的として施設される変電所を除きます。）を経ないで受電地点に至る電線および引込線等をいいます。また，Ⅷ（工事費の負担）の各項において，受電地点とは会社間連系点以外の受電地点をいい，開閉所および蓄電所は，変電所とみなします。 ⑵　受電地点への特別供給設備の工事費負担金 イ　発電契約者が新たに発電量調整供給を開始し，または契約受電電力を増加される場合で，これにともない当社が新たに受電地点への特別の供給設備を施設するときには，当社は，次の金額を工事費負担金として発電契約者から申し受けます。 ⑴　発電契約者の希望によって標準設計をこえる設計で当社が受電地点への供給設備を施設する場合は，標準設計工事費をこえる金額 なお，標準設計をこえる設計で受電地点への供給設備を施設する場合とは，次のいずれかに該当する場合をいいます。 a　標準設計をこえる電線または支持物等を施設する場合 b　架空受電側接続設備によって受電できるにもかかわらず，地中受電側接続設備を施設する場合 c　標準設計による受電側接続設備以外の受電側接続設備により受電する場合 d　その他標準設計をこえる設計で受電に必要な供給設備を施設する場合 また，この場合も⑴の工事費負担金を申し受けます。

現　行（2024年10月１日実施）	変　更　後（2025年４月１日実施予定）
㈡　65（専用供給設備）によって専用供給設備を施設する場合は，その工事費の全額 なお，この場合には，工事費負担金の対象となる供給設備は，65（専用供給設備）⑵によるものといたします。	㈡　65（専用供給設備）によって専用供給設備を施設する場合は，その工事費の全額 なお，この場合には，工事費負担金の対象となる供給設備は，65（専用供給設備）⑵によるものといたします。
㈠　受電地点からの受電の用に供することを主たる目的とする供給設備であって，受電側接続設備以外の供給設備（高圧および特別高圧の供給設備に限ります。また，専用供給設備を除きます。）を施設する場合は，ａおよびｂの金額 ａ　当該供給設備の工事費のうち，発電等設備の設置に伴う電力系統の増強及び事業者の費用負担等の在り方に関する指針にもとづき算定した金額 ただし，この約款実施の際現に適用されている託送供給等約款（以下「旧託送供給等約款」といいます。）67（受電地点への供給設備の工事費負担金）⑵イ㈠ａただし書の適用を受ける場合は，ただし書により算定した金額といたします。 ｂ　発電設備等からの出力により，当社配電用変電所バンクにおいて逆潮流が生じるおそれのある場合で，これに係る措置として当社が新たに供給設備を施設するときには，ａにかかわらず，次の金額	㈠　受電地点からの受電の用に供することを主たる目的とする供給設備であって，受電側接続設備以外の供給設備（高圧および特別高圧の供給設備に限ります。また，専用供給設備を除きます。）を施設する場合は，ａおよびｂの金額 ａ　当該供給設備の工事費のうち，発電等設備の設置に伴う電力系統の増強及び事業者の費用負担等の在り方に関する指針にもとづき算定した金額 ただし，この約款実施の際現に適用されている託送供給等約款（以下「旧託送供給等約款」といいます。）67（受電地点への供給設備の工事費負担金）⑵イ㈠ａただし書の適用を受ける場合は，ただし書により算定した金額といたします。 ｂ　発電設備等からの出力により，当社配電用変電所バンクにおいて逆潮流が生じるおそれのある場合で，これに係る措置として当社が新たに供給設備を施設するときには，ａにかかわらず，次の金額
新増加契約受電電力１キロワットにつき　１，３２０円００銭	新増加契約受電電力１キロワットにつき　１，３２０円００銭
ロ　受電地点において21（予備送電サービス）を利用される場合で，これにともない当社が新たに予備供給設備を施設するときには，当社は，その工事費の全額を工事費負担金として発電契約者から申し受けます。 なお，この場合には，工事費負担金の対象となる供給設備は，受電側接続設備に該当する供給設備といたします。ただし，予備供給設備を専用供給設備として施設する場合は，65（専用供給設備）⑵によるものといたします。	ロ　受電地点において21（予備送電サービス）を利用される場合で，これにともない当社が新たに予備供給設備を施設するときには，当社は，その工事費の全額を工事費負担金として発電契約者から申し受けます。 なお，この場合には，工事費負担金の対象となる供給設備は，受電側接続設備に該当する供給設備といたします。ただし，予備供給設備を専用供給設備として施設する場合は，65（専用供給設備）⑵によるものといたします。
⑶　受電地点への供給設備を変更する場合の工事費負担金	⑶　受電地点への供給設備を変更する場合の工事費負担金
イ　発電契約者が契約受電電力または予備送電サービス契約電力の増加にともなわないで，発電契約者の希望によって当該受電地点への供給設備を変更する場合は，62（引込線の接続），63（計量器等の取付け）または64（通信設備の施設）によって実費を申し受ける場合を除き，当社は，その工事費の全額を工事費負担金として発電契約者から申し受けます。	イ　発電契約者が契約受電電力または予備送電サービス契約電力の増加にともなわないで，発電契約者の希望によって当該受電地点への供給設備を変更する場合は，62（引込線の接続），63（計量器等の取付け）または64（通信設備の施設）によって実費を申し受ける場合を除き，当社は，その工事費の全額を工事費負担金として発電契約者から申し受けます。
	ロ　混雑緩和プロセスにより供給設備を変更する場合は，イにかかわらず，その工事費のうち，発電等設備の設置に伴う電力系統の増強及び事業者の費用負担等の在り方に関する指針にもとづき算定した金額を

現　行（2024年10月１日実施）	変　更　後（2025年４月１日実施予定）
ロ　44（託送供給等にともなう協力）によって受電地点への供給設備を新たに施設または変更する場合には，当社は，その工事費の全額を工事費負担金として発電契約者から申し受けます。	工事費負担金として発電契約者から申し受けます。 ~~ロ~~ハ　44（託送供給等にともなう協力）によって受電地点への供給設備を新たに施設または変更する場合には，当社は，その工事費の全額を工事費負担金として発電契約者から申し受けます。
⑷　発電契約者が新たに発電量調整供給を開始し，もしくは契約受電電力を増加される場合または受電地点への供給設備を変更する場合で，低圧で受電するとき（受電の用に供することを主たる目的とするときに限ります。）は，⑵イ(ｲ)，(ﾛ)および⑶にかかわらず，その受電の用に供することによって必要となる工事費（⑵イ(ﾊ)により申し受ける金額を除きます。）を工事費負担金として発電契約者から申し受けます。	⑷　発電契約者が新たに発電量調整供給を開始し，もしくは契約受電電力を増加される場合または受電地点への供給設備を変更する場合で，低圧で受電するとき（受電の用に供することを主たる目的とするときに限ります。）は，⑵イ(ｲ)，(ﾛ)および⑶にかかわらず，その受電の用に供することによって必要となる工事費（⑵イ(ﾊ)により申し受ける金額を除きます。）を工事費負担金として発電契約者から申し受けます。
⑸　工事費の算定	⑸　工事費の算定
⑴，⑵，⑶および⑷の場合の工事費は，次により算定いたします。	⑴，⑵，⑶および⑷の場合の工事費は，次により算定いたします。
イ　工事費は，発電契約者が標準設計をこえる設計によることを希望される場合を除き，標準設計工事費といたします。	イ　工事費は，発電契約者が標準設計をこえる設計によることを希望される場合を除き，標準設計工事費といたします。
(ｲ)　標準設計工事費は，工事費負担金の対象となる当社の供給設備の工事に要する材料費，工費および諸掛り（測量監督費，諸経費，補償費，建設分担関連費およびその他の費用を含みます。）の合計額といたします。 なお，撤去工事がある場合は，その合計額から撤去後の資材の残存価額を差し引いた金額に，撤去する場合の諸工費（諸掛りを含みます。）を加えた金額といたします。 また，算定にあたっては，次のとおりといたします。	(ｲ)　標準設計工事費は，工事費負担金の対象となる当社の供給設備の工事に要する材料費，工費および諸掛り（測量監督費，諸経費，補償費，建設分担関連費およびその他の費用を含みます。）の合計額といたします。 なお，撤去工事がある場合は，その合計額から撤去後の資材の残存価額を差し引いた金額に，撤去する場合の諸工費（諸掛りを含みます。）を加えた金額といたします。 また，算定にあたっては，次のとおりといたします。
(ﾛ)　材料費は，払出時の単価（電気事業会計規則に定められた方法によって算出した貯蔵品の払出単価等をいいます。）によって算定いたします。	(ﾛ)　材料費は，払出時の単価（電気事業会計規則に定められた方法によって算出した貯蔵品の払出単価等をいいます。）によって算定いたします。
(ﾊ)　土地費（電気事業会計規則に定められた固定資産土地として計上される金額をいいます。）は，工事費に含みません。ただし，架空電線路の経過地に当社が地役権を設定する場合は，その設定にともなう費用（地役権の登記に要する費用を除きます。）の50パーセントに相当する金額を工事費に含みます。	(ﾊ)　土地費（電気事業会計規則に定められた固定資産土地として計上される金額をいいます。）は，工事費に含みません。ただし，架空電線路の経過地に当社が地役権を設定する場合は，その設定にともなう費用（地役権の登記に要する費用を除きます。）の50パーセントに相当する金額を工事費に含みます。
(ﾆ)　架空電線路の経過地に建造物の構築，竹木の植栽等電線路に支障を及ぼす行為を行なわないことを条件とする補償契約を締結する場合は，その線下補償費の50パーセントに相当する金額を工事費に含みます。	(ﾆ)　架空電線路の経過地に建造物の構築，竹木の植栽等電線路に支障を及ぼす行為を行なわないことを条件とする補償契約を締結する場合は，その線下補償費の50パーセントに相当する金額を工事費に含みます。
(ﾎ)　残地補償費は，補償費と明らかに区分されている場合に限り，工事費に含みます。	(ﾎ)　残地補償費は，補償費と明らかに区分されている場合に限り，工事費に含みます。
(ﾍ)　建設分担関連費は，工事期間が12月以上を要し，かつ，工事費が50億円以上の場合に限り，工事費に含みます。	(ﾍ)　建設分担関連費は，工事期間が12月以上を要し，かつ，工事費が50億円以上の場合に限り，工事費に含みます。
ロ　発電契約者が標準設計をこえる設計によることを希望される場合の工事費は，イに準じて算定いたします。	ロ　発電契約者が標準設計をこえる設計によることを希望される場合の工事費は，イに準じて算定いたします。

現　行（2024年10月１日実施）	変　更　後（2025年４月１日実施予定）
なお，⑵イ(ｲ)の標準設計工事費をこえる金額は，実際工事費から標準設計工事費を差し引いたものといたします。	なお，⑵イ(ｲ)の標準設計工事費をこえる金額は，実際工事費から標準設計工事費を差し引いたものといたします。
ハ　当社が将来の需要を考慮してあらかじめ施設した鉄塔，管路等を利用して受電する場合は，新たに施設される電線路に必要とされる回線数，管路孔数等に応じて次により算定した金額を電線路の工事費に算入いたします。	ハ　当社が将来の需要を考慮してあらかじめ施設した鉄塔，管路等を利用して受電する場合は，新たに施設される電線路に必要とされる回線数，管路孔数等に応じて次により算定した金額を電線路の工事費に算入いたします。
(ｲ)　鉄塔を利用して電気を受電する場合 工事費×$\frac{\text{使用回線数}}{\text{施設回線数}}$	(ｲ)　鉄塔を利用して電気を受電する場合 工事費×$\frac{\text{使用回線数}}{\text{施設回線数}}$
(ﾛ)　管路等を利用して電気を受電する場合 工事費×$\frac{\text{使　用　孔　数}}{\text{施設孔数－予備孔数}}$	(ﾛ)　管路等を利用して電気を受電する場合 工事費×$\frac{\text{使　用　孔　数}}{\text{施設孔数－予備孔数}}$
ニ　当社が特別高圧で受電する電気について，施設後３年以内（その供給設備について法令に定められた検査を要する場合は，その設備の検査合格の日〔仮合格の場合は仮合格の日といたします。〕，その他の場合はその設備の使用開始の日から３年目の同月同日の前日までの期間をいいます。）の供給設備を利用する場合は，新たに利用される部分を新たに施設される受電側接続設備（特別高圧のノンファーム電源の受電地点に係る発電場所から電気を受電する場合は，変電所相互間を連絡する電線路を除きます。）とみなします。	ニ　当社が特別高圧で受電する電気について，施設後３年以内（その供給設備について法令に定められた検査を要する場合は，その設備の検査合格の日〔仮合格の場合は仮合格の日といたします。〕，その他の場合はその設備の使用開始の日から３年目の同月同日の前日までの期間をいいます。）の供給設備を利用する場合は，新たに利用される部分を新たに施設される受電側接続設備（特別高圧のノンファーム電源の受電地点に係る発電場所から電気を受電する場合は，変電所相互間を連絡する電線路を除きます。）とみなします。
ホ　⑵イ(ﾊ)の場合，施設後３年以内の供給設備を利用するときは，新たに利用される部分を新たに施設される受電側接続設備以外の供給設備（高圧および特別高圧の供給設備に限ります。また，専用供給設備を除きます。なお，ノンファーム電源の受電地点に係る発電場所から電気を受電する場合は，高圧の供給設備および当社が適当であると認めた供給設備に限ります。）とみなします。	ホ　⑵イ(ﾊ)の場合，施設後３年以内の供給設備を利用するときは，新たに利用される部分を新たに施設される受電側接続設備以外の供給設備（高圧および特別高圧の供給設備に限ります。また，専用供給設備を除きます。なお，ノンファーム電源の受電地点に係る発電場所から電気を受電する場合は，高圧の供給設備および当社が適当であると認めた供給設備に限ります。）とみなします。
ヘ　低圧または高圧で受電する場合で，工事費を当社が定める単位当たりの金額にもとづいて算定することが適当と認められるときは，イまたはロにかかわらず，工事費を当該金額にもとづいて算定いたします。	ヘ　低圧または高圧で受電する場合で，工事費を当社が定める単位当たりの金額にもとづいて算定することが適当と認められるときは，イまたはロにかかわらず，工事費を当該金額にもとづいて算定いたします。
⑹　受電地点への供給設備の工事費負担金は，受電地点ごとに，発電量調整供給契約ごとに算定いたします。 ただし，２以上の発電契約者が受電地点への供給設備の全部または一部を共用する場合の工事費負担金の算定は，次によります。	⑹　受電地点への供給設備の工事費負担金は，受電地点ごとに，発電量調整供給契約ごとに算定いたします。 ただし，２以上の発電契約者が受電地点への供給設備の全部または一部を共用する場合の工事費負担金の算定は，次によります。
イ　２以上の発電契約者から共同して申込みがあった場合または２以上の発電契約者のうち１の発電契約者が代表して工事費負担金を支払われる旨を申し出られた場合の工事費負担金は，その代表の発電契約者による１申込みとみなして算定いたします。	イ　２以上の発電契約者から共同して申込みがあった場合または２以上の発電契約者のうち１の発電契約者が代表して工事費負担金を支払われる旨を申し出られた場合の工事費負担金は，その代表の発電契約者による１申込みとみなして算定いたします。
ロ　２以上の発電契約者から同時に申込みがあった場合の工事費負担金は，発電契約者ごとに算定いたします。この場合，発電契約者ごとの共用部分の工事費は，原則として契約受電電力の比であん分した金額といたします。	ロ　２以上の発電契約者から同時に申込みがあった場合の工事費負担金は，発電契約者ごとに算定いたします。この場合，発電契約者ごとの共用部分の工事費は，原則として契約受電電力の比であん分した金額といたします。

現　行（2024年10月１日実施）	変　更　後（2025年４月１日実施予定）
⑺　特例区域等の発電契約者が新たに発電量調整供給を開始し，または契約受電電力を増加される場合で，これにともない当社が新たに受電地点への供給設備を施設するときには，当社は，⑴，⑵または⑷にかかわらず，その工事費の全額を工事費負担金として発電契約者から申し受けます。 なお，この場合の工事費負担金は，⑵の場合に準じて算定いたします。	⑺　特例区域等の発電契約者が新たに発電量調整供給を開始し，または契約受電電力を増加される場合で，これにともない当社が新たに受電地点への供給設備を施設するときには，当社は，⑴，⑵または⑷にかかわらず，その工事費の全額を工事費負担金として発電契約者から申し受けます。 なお，この場合の工事費負担金は，⑵の場合に準じて算定いたします。
70　供給地点への供給設備の工事費負担金	**70　供給地点への供給設備の工事費負担金**
⑴　供給側接続設備の工事費負担金	⑴　供給側接続設備の工事費負担金
イ　低圧または高圧で供給する場合	イ　低圧または高圧で供給する場合
㈠　契約者が新たに接続供給を開始し，または接続送電サービス契約電力等を増加される場合（新たに接続供給を開始される場合で，当該接続供給を開始される前から引き続き当社の供給設備を利用され，かつ，下位の供給電圧に変更されるときを除きます。）で，これにともない新たに施設される供給側接続設備（専用供給設備および予備供給設備を除きます。）の工事こう長が無償こう長（架空の場合は1,000メートル，地中の場合は150メートルといたします。）をこえるときには，当社は，その超過こう長に次の金額を乗じてえた金額を工事費負担金として契約者から申し受けます。この場合，工事費負担金は，供給地点ごとに算定いたします。	㈠　契約者が新たに接続供給を開始し，または接続送電サービス契約電力等を増加される場合（新たに接続供給を開始される場合で，当該接続供給を開始される前から引き続き当社の供給設備を利用され，かつ，下位の供給電圧に変更されるときを除きます。）で，これにともない新たに施設される供給側接続設備（専用供給設備および予備供給設備を除きます。）の工事こう長が無償こう長（架空の場合は1,000メートル，地中の場合は150メートルといたします。）をこえるときには，当社は，その超過こう長に次の金額を乗じてえた金額を工事費負担金として契約者から申し受けます。この場合，工事費負担金は，供給地点ごとに算定いたします。

区　分	単　位	金　額
架空供給側接続設備の場合	超過こう長１メートルにつき	３，４１０円００銭
地中供給側接続設備の場合	超過こう長１メートルにつき	２７，１７０円００銭

区　分	単　位	金　額
架空供給側接続設備の場合	超過こう長１メートルにつき	３，４１０円００銭
地中供給側接続設備の場合	超過こう長１メートルにつき	２７，１７０円００銭

なお，張替えまたは添架を行なう場合は，架空供給側接続設備についてはその工事こう長の60パーセント，地中供給側接続設備についてはその工事こう長の20パーセントに相当する値を新たに施設される供給側接続設備の工事こう長とみなします。	なお，張替えまたは添架を行なう場合は，架空供給側接続設備についてはその工事こう長の60パーセント，地中供給側接続設備についてはその工事こう長の20パーセントに相当する値を新たに施設される供給側接続設備の工事こう長とみなします。
㈡　２以上の供給地点に係る供給側接続設備の全部または一部を共用する場合の工事費負担金の算定は，次によります。	㈡　２以上の供給地点に係る供給側接続設備の全部または一部を共用する場合の工事費負担金の算定は，次によります。
ａ　２以上の契約者から共同して申込みがあった場合，または契約者から２以上の供給地点について申込みがあり，かつ，一括して算定することを希望される場合の工事費負担金の無償こう長は，㈠の無償こう長に供給地点の数を乗じてえた値といたします。	ａ　２以上の契約者から共同して申込みがあった場合，または契約者から２以上の供給地点について申込みがあり，かつ，一括して算定することを希望される場合の工事費負担金の無償こう長は，㈠の無償こう長に供給地点の数を乗じてえた値といたします。
ｂ　２以上の契約者から同時に申込みがあった場合，または契約者から２以上の供給地点について申込みがあり，かつ，一括して算定することを希望されない場合の工事費負担金は，供給地点ごと	ｂ　２以上の契約者から同時に申込みがあった場合，または契約者から２以上の供給地点について申込みがあり，かつ，一括して算定することを希望されない場合の工事費負担金は，供給地点ごと

現　行（2024年10月１日実施）	変　更　後（2025年４月１日実施予定）
に算定いたします。この場合，それぞれの供給地点における供給側接続設備の工事こう長については，共用される部分の工事こう長を共用する供給地点の数で除してえた値にその供給地点に係って単独で使用される部分の工事こう長を加えた値を，新たに施設される供給側接続設備の工事こう長といたします。	に算定いたします。この場合，それぞれの供給地点における供給側接続設備の工事こう長については，共用される部分の工事こう長を共用する供給地点の数で除してえた値にその供給地点に係って単独で使用される部分の工事こう長を加えた値を，新たに施設される供給側接続設備の工事こう長といたします。
㈠　架空供給側接続設備と地中供給側接続設備とをあわせて施設する場合の㈠の超過こう長は，次により算定いたします。	㈠　架空供給側接続設備と地中供給側接続設備とをあわせて施設する場合の㈠の超過こう長は，次により算定いたします。
a　地中供給側接続設備の超過こう長は，地中供給側接続設備の工事こう長から地中供給側接続設備の無償こう長を差し引いた値といたします。	a　地中供給側接続設備の超過こう長は，地中供給側接続設備の工事こう長から地中供給側接続設備の無償こう長を差し引いた値といたします。
b　架空供給側接続設備の超過こう長は，架空供給側接続設備の工事こう長といたします。ただし，地中供給側接続設備の工事こう長が地中供給側接続設備の無償こう長を下回る場合は，次によります。 $\text{架空供給側接続設備の超過こう長} = \text{架空供給側接続設備の工事こう長} - \left(\text{地中供給側接続設備の無償こう長} - \text{地中供給側接続設備の工事こう長}\right) \times \frac{\text{架空供給側接続設備の無償こう長}}{\text{地中供給側接続設備の無償こう長}}$	b　架空供給側接続設備の超過こう長は，架空供給側接続設備の工事こう長といたします。ただし，地中供給側接続設備の工事こう長が地中供給側接続設備の無償こう長を下回る場合は，次によります。 $\text{架空供給側接続設備の超過こう長} = \text{架空供給側接続設備の工事こう長} - \left(\text{地中供給側接続設備の無償こう長} - \text{地中供給側接続設備の工事こう長}\right) \times \frac{\text{架空供給側接続設備の無償こう長}}{\text{地中供給側接続設備の無償こう長}}$
ロ　特別高圧で供給する場合	ロ　特別高圧で供給する場合
㈠　契約者が新たに接続供給を開始し，または接続送電サービス契約電力を増加される場合（新たに接続供給を開始される場合で，当該接続供給を開始される前から引き続き当社の供給設備を利用され，かつ，下位の供給電圧に変更されるときを除きます。）で，これにともない新たに施設される供給側接続設備（専用供給設備および予備供給設備を除きます。）についてａにより算定される工事費がｂの当社負担額をこえるときには，当社は，その超過額を工事費負担金として契約者から申し受けます。この場合，工事費負担金は，供給地点ごとに算定いたします。	㈠　契約者が新たに接続供給を開始し，または接続送電サービス契約電力を増加される場合（新たに接続供給を開始される場合で，当該接続供給を開始される前から引き続き当社の供給設備を利用され，かつ，下位の供給電圧に変更されるときを除きます。）で，これにともない新たに施設される供給側接続設備（専用供給設備および予備供給設備を除きます。）についてａにより算定される工事費がｂの当社負担額をこえるときには，当社は，その超過額を工事費負担金として契約者から申し受けます。この場合，工事費負担金は，供給地点ごとに算定いたします。
a　工　　事　　費	a　工　　事　　費
⑷　架空供給側接続設備の場合	⑷　架空供給側接続設備の場合

（工事こう長 100メートル当たり）

新増加接続送電サービス契約電力１キロワットにつき	標準電圧　20,000ボルトで供給する場合	５５０円００銭
	標準電圧　60,000ボルトで供給する場合	１７６円００銭
	標準電圧 100,000ボルトで供給する場合	１１０円００銭

なお，標準電圧20,000ボルトで当社が供給する場合で，支持物に電柱を使用するときには，その部分の単価は，上表の該当欄の単価の15パーセントといたします。

現　行（2024年10月１日実施）	変　更　後（2025年４月１日実施予定）
また，標準電圧20,000ボルト，60,000ボルトまたは100,000ボルト以外の電圧で当社が供給する場合は，その工事に要した費用の全額といたします。	また，標準電圧20,000ボルト，60,000ボルトまたは100,000ボルト以外の電圧で当社が供給する場合は，その工事に要した費用の全額といたします。
⑹　地中供給側接続設備の場合	⑹　地中供給側接続設備の場合
（工事こう長 100メートル当たり）	（工事こう長 100メートル当たり）

新増加接続送電サービス契約電力１キロワットにつき	標準電圧　20,000ボルトで供給する場合	６７１円００銭
	標準電圧　60,000ボルトで供給する場合	５３９円００銭
	標準電圧 100,000ボルトで供給する場合	３３０円００銭

なお，張替えを行なう場合には，その部分の単価は，上表の該当欄の単価の20パーセントといたします。
また，標準電圧20,000ボルト，60,000ボルトまたは100,000ボルト以外の電圧で当社が供給する場合は，その工事に要した費用の全額といたします。
⑹　スポットネットワーク方式で供給するために，当社が新たに地中供給側接続設備を施設する場合の工事費は，⑹にかかわらず，次の算式によって算定いたします。
なお，スポットネットワーク方式とは，当社が技術上，経済上必要と認めた場合に，原則として３回線の当社の電線路から，それぞれの回線ごとに施設していただいた変圧器の２次側母線で常時並行して供給を受ける方式をいいます。
工事費相当額×工事こう長×$\frac{1}{100}$×$\frac{\text{新増加接続送電サービス契約電力}}{\text{利用回線数}-1}$
この場合，工事費相当額は，次のとおりといたします。
⑹の工事費単価×{100ﾊﾟｰｾﾝﾄ＋20ﾊﾟｰｾﾝﾄ×(利用回線数－１)}
b　当 社 負 担 額

新増加接続送電サービス契約電力１キロワットにつき	５，５００円００銭

⑺　契約者が新たに接続供給を開始し，または接続送電サービス契約電力を増加される場合で，施設後３年以内の供給設備を利用して当社が供給するときは，新たに利用される部分を新たに施設される供給側接続設備とみなします。
ハ　19（接続送電サービス）⑵ニにより接続送電サービス契約電力を定める供給地点の接続送電サービス契約電力は，この⑴の工事費負担金の算定上，需要者の発電設備の検査，補修または事故により生じた不

なお，張替えを行なう場合には，その部分の単価は，上表の該当欄の単価の20パーセントといたします。
また，標準電圧20,000ボルト，60,000ボルトまたは100,000ボルト以外の電圧で当社が供給する場合は，その工事に要した費用の全額といたします。
⑹　スポットネットワーク方式で供給するために，当社が新たに地中供給側接続設備を施設する場合の工事費は，⑹にかかわらず，次の算式によって算定いたします。
なお，スポットネットワーク方式とは，当社が技術上，経済上必要と認めた場合に，原則として３回線の当社の電線路から，それぞれの回線ごとに施設していただいた変圧器の２次側母線で常時並行して供給を受ける方式をいいます。
工事費相当額×工事こう長×$\frac{1}{100}$×$\frac{\text{新増加接続送電サービス契約電力}}{\text{利用回線数}-1}$
この場合，工事費相当額は，次のとおりといたします。
⑹の工事費単価×{100ﾊﾟｰｾﾝﾄ＋20ﾊﾟｰｾﾝﾄ×(利用回線数－１)}
b　当 社 負 担 額

新増加接続送電サービス契約電力１キロワットにつき	５，５００円００銭

⑺　契約者が新たに接続供給を開始し，または接続送電サービス契約電力を増加される場合で，施設後３年以内の供給設備を利用して当社が供給するときは，新たに利用される部分を新たに施設される供給側接続設備とみなします。
ハ　19（接続送電サービス）⑵ニにより接続送電サービス契約電力を定める供給地点の接続送電サービス契約電力は，この⑴の工事費負担金の算定上，需要者の発電設備の検査，補修または事故により生じた不

現　行（2024年10月１日実施）	変　更　後（2025年４月１日実施予定）
足電力の補給にあてるための電気の供給分を含まないものといたします。	足電力の補給にあてるための電気の供給分を含まないものといたします。
ニ　次の言葉は，Ⅷ（工事費の負担）の各項において，それぞれ次の意味で使用いたします。	ニ　次の言葉は，Ⅷ（工事費の負担）の各項において，それぞれ次の意味で使用いたします。
㈠　供給側接続設備 供給地点への供給の用に供することを主たる目的とする供給設備であって，発電所または変電所の引出口に施設される断路器の供給地点側接続点（送電線路から供給側接続設備を分岐する場合は，送電線路の接続点といたします。）から他の発電所または変電所を経ないで供給地点に至る電線および引込線等をいいます。	㈠　供給側接続設備 供給地点への供給の用に供することを主たる目的とする供給設備であって，発電所または変電所の引出口に施設される断路器の供給地点側接続点（送電線路から供給側接続設備を分岐する場合は，送電線路の接続点といたします。）から他の発電所または変電所を経ないで供給地点に至る電線および引込線等をいいます。
㈡　供　給　地　点 会社間連系点以外の供給地点をいいます。	㈡　供　給　地　点 会社間連系点以外の供給地点をいいます。
㈢　工　事　こ　う　長 標準設計にもとづき算定される供給地点から最も近い供給設備までの供給側接続設備のこう長をいい，実際に施設されるこう長とは異なることがあります。 なお，単位は，１メートルとし，その端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。	㈢　工　事　こ　う　長 標準設計にもとづき算定される供給地点から最も近い供給設備までの供給側接続設備のこう長をいい，実際に施設されるこう長とは異なることがあります。 なお，単位は，１メートルとし，その端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。
ホ　低圧で供給する場合，Ⅷ（工事費の負担）の各項において，接続送電サービス契約電力等を増加される場合とは，次の値が増加する場合といたします。	ホ　低圧で供給する場合，Ⅷ（工事費の負担）の各項において，接続送電サービス契約電力等を増加される場合とは，次の値が増加する場合といたします。
㈠　電灯定額接続送電サービスおよび電灯臨時定額接続送電サービスの場合の契約負荷設備の総容量	㈠　電灯定額接続送電サービスおよび電灯臨時定額接続送電サービスの場合の契約負荷設備の総容量
㈡　契　約　電　力	㈡　契　約　電　力
㈢　契　約　電　流	㈢　契　約　電　流
㈣　契　約　容　量	㈣　契　約　容　量
なお，19（接続送電サービス）⑵イ㈠によって接続送電サービス契約電力を定める場合で，需要場所における主開閉器の定格電流等を増加されるときは，接続送電サービス契約電力等を増加されるものとみなします。 また，供給電気方式を交流単相２線式標準電圧100ボルトまたは200ボルトから交流単相３線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトに変更される場合は，接続送電サービス契約電力等を増加されるものとみなします。	なお，19（接続送電サービス）⑵イ㈠によって接続送電サービス契約電力を定める場合で，需要場所における主開閉器の定格電流等を増加されるときは，接続送電サービス契約電力等を増加されるものとみなします。 また，供給電気方式を交流単相２線式標準電圧100ボルトまたは200ボルトから交流単相３線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトに変更される場合は，接続送電サービス契約電力等を増加されるものとみなします。
ヘ　高圧で供給する場合で，19（接続送電サービス）⑵イ㈠によって接続送電サービス契約電力を定めるとき（19〔接続送電サービス〕⑵ニで需要者の発電設備の検査，補修または事故により生じた不足電力の補給以外の供給分について，19〔接続送電サービス〕⑵イ㈠に準じて値を定める場合を含みます。）は，Ⅷ（工事費の負担）の各項において，接続送電サービス契約電力等を増加される場合とは，需要場所に	ヘ　高圧で供給する場合で，19（接続送電サービス）⑵イ㈠によって接続送電サービス契約電力を定めるとき（19〔接続送電サービス〕⑵ニで需要者の発電設備の検査，補修または事故により生じた不足電力の補給以外の供給分について，19〔接続送電サービス〕⑵イ㈠に準じて値を定める場合を含みます。）は，Ⅷ（工事費の負担）の各項において，接続送電サービス契約電力等を増加される場合とは，需要場所に

現　行（2024年10月１日実施）	変　更　後（2025年４月１日実施予定）
おける受電設備の総容量を増加される場合といたします。 ⑵　供給地点への特別供給設備の工事費負担金 イ　契約者が新たに接続供給を開始し，または接続送電サービス契約電力等を増加される場合（新たに接続供給を開始される場合で，当該接続供給を開始される前から引き続き当社の供給設備を利用され，かつ，下位の供給電圧に変更されるときを除きます。）で，これにともない当社が新たに供給地点への特別の供給設備を施設するときには，当社は，次の金額を工事費負担金として契約者から申し受けます。 ⑴　契約者の希望によって標準設計をこえる設計で供給地点への供給設備を施設する場合は，標準設計工事費をこえる金額 なお，標準設計をこえる設計で供給地点への供給設備を施設する場合とは，次のいずれかに該当する場合をいいます。 a　標準設計をこえる電線または支持物等を施設する場合 b　標準設計による供給側接続設備以外の供給側接続設備により供給する場合 c　その他標準設計をこえる設計で供給に必要な供給地点への供給設備を施設する場合 また，この場合も⑴の工事費負担金を申し受けます。 ⑵　架空供給側接続設備で供給できるにもかかわらず，契約者の希望によって地中供給側接続設備を施設する場合は，ａまたはｂの金額 a　標準設計工事費をこえる金額 なお，この場合も⑴の工事費負担金を申し受けます。 b　供給地点が行政庁から認可，認定等を受けている市街地開発事業等（都市計画法第４条第７項に規定する市街地開発事業その他これらに類する事業をいいます。）に係る区域の場合は，ａにかかわらず，その工事費の全額からケーブル，変圧器，開閉器等の工事費を差し引いた金額 ⑶　65（専用供給設備）によって専用供給設備を施設する場合は，その工事費の全額 なお，この場合には，工事費負担金の対象となる供給設備は，65（専用供給設備）⑵によるものといたします。 ロ　19（接続送電サービス）⑵ニにより接続送電サービス契約電力を定める供給地点において需要者の発電設備の検査，補修または事故により生じた不足電力の補給にあてるための電気の供給のために接続送電サービスを利用される場合または供給地点において予備送電サービスを利用される場合で，これにともない当社が新たに予備供給設備を施設するときには，当社は，その工事費の全額を工事費負担金として契約者から申し受けます。 なお，この場合には，工事費負担金の対象となる供給設備は，供給側接続設備に該当する供給設備といたします。ただし，予備供給設備	おける受電設備の総容量を増加される場合といたします。 ⑵　供給地点への特別供給設備の工事費負担金 イ　契約者が新たに接続供給を開始し，または接続送電サービス契約電力等を増加される場合（新たに接続供給を開始される場合で，当該接続供給を開始される前から引き続き当社の供給設備を利用され，かつ，下位の供給電圧に変更されるときを除きます。）で，これにともない当社が新たに供給地点への特別の供給設備を施設するときには，当社は，次の金額を工事費負担金として契約者から申し受けます。 ⑴　契約者の希望によって標準設計をこえる設計で供給地点への供給設備を施設する場合は，標準設計工事費をこえる金額 なお，標準設計をこえる設計で供給地点への供給設備を施設する場合とは，次のいずれかに該当する場合をいいます。 a　標準設計をこえる電線または支持物等を施設する場合 b　標準設計による供給側接続設備以外の供給側接続設備により供給する場合 c　その他標準設計をこえる設計で供給に必要な供給地点への供給設備を施設する場合 また，この場合も⑴の工事費負担金を申し受けます。 ⑵　架空供給側接続設備で供給できるにもかかわらず，契約者の希望によって地中供給側接続設備を施設する場合は，ａまたはｂの金額 a　標準設計工事費をこえる金額 なお，この場合も⑴の工事費負担金を申し受けます。 b　供給地点が行政庁から認可，認定等を受けている市街地開発事業等（都市計画法第４条第７項に規定する市街地開発事業その他これらに類する事業をいいます。）に係る区域の場合は，ａにかかわらず，その工事費の全額からケーブル，変圧器，開閉器等の工事費を差し引いた金額 ⑶　65（専用供給設備）によって専用供給設備を施設する場合は，その工事費の全額 なお，この場合には，工事費負担金の対象となる供給設備は，65（専用供給設備）⑵によるものといたします。 ロ　19（接続送電サービス）⑵ニにより接続送電サービス契約電力を定める供給地点において需要者の発電設備の検査，補修または事故により生じた不足電力の補給にあてるための電気の供給のために接続送電サービスを利用される場合または供給地点において予備送電サービスを利用される場合で，これにともない当社が新たに予備供給設備を施設するときには，当社は，その工事費の全額を工事費負担金として契約者から申し受けます。 なお，この場合には，工事費負担金の対象となる供給設備は，供給側接続設備に該当する供給設備といたします。ただし，予備供給設備

現　行（2024年10月１日実施）	変　更　後（2025年４月１日実施予定）
を専用供給設備として施設する場合は，65（専用供給設備）⑵によるものといたします。	を専用供給設備として施設する場合は，65（専用供給設備）⑵によるものといたします。
⑶　供給地点への供給設備を変更する場合の工事費負担金	⑶　供給地点への供給設備を変更する場合の工事費負担金
イ　契約者が接続送電サービス契約電力等または予備送電サービス契約電力の増加にともなわないで，契約者の希望によって供給地点への当社の供給設備を変更する場合（新たに接続供給を開始される場合で，当該接続供給を開始される前から引き続き当社の供給設備を利用され，かつ，下位の供給電圧に変更されるときを含みます。）は，62（引込線の接続），63（計量器等の取付け），64（通信設備の施設）または66（電流制限器等の取付け）によって実費を申し受ける場合を除き，当社は，その工事費の全額を工事費負担金として契約者から申し受けます。	イ　契約者が接続送電サービス契約電力等または予備送電サービス契約電力の増加にともなわないで，契約者の希望によって供給地点への当社の供給設備を変更する場合（新たに接続供給を開始される場合で，当該接続供給を開始される前から引き続き当社の供給設備を利用され，かつ，下位の供給電圧に変更されるときを含みます。）は，62（引込線の接続），63（計量器等の取付け），64（通信設備の施設）または66（電流制限器等の取付け）によって実費を申し受ける場合を除き，当社は，その工事費の全額を工事費負担金として契約者から申し受けます。
ロ　44（託送供給等にともなう協力）によって供給地点への供給設備を新たに施設または変更する場合には，当社は，その工事費の全額を工事費負担金として契約者から申し受けます。	ロ　44（託送供給等にともなう協力）によって供給地点への供給設備を新たに施設または変更する場合には，当社は，その工事費の全額を工事費負担金として契約者から申し受けます。
⑷　工事費の算定	⑷　工事費の算定
⑵および⑶の場合の工事費は，次により算定いたします。	⑵および⑶の場合の工事費は，次により算定いたします。
イ　工事費は，契約者が標準設計をこえる設計によることを希望される場合を除き，標準設計工事費といたします。	イ　工事費は，契約者が標準設計をこえる設計によることを希望される場合を除き，標準設計工事費といたします。
㈠　標準設計工事費は，工事費負担金の対象となる当社の供給設備の工事に要する材料費，工費および諸掛り（測量監督費，諸経費，補償費，建設分担関連費およびその他の費用を含みます。）の合計額といたします。 なお，撤去工事がある場合は，その合計額から撤去後の資材の残存価額を差し引いた金額に，撤去する場合の諸工費（諸掛りを含みます。）を加えた金額といたします。 また，算定にあたっては，次のとおりといたします。	㈠　標準設計工事費は，工事費負担金の対象となる当社の供給設備の工事に要する材料費，工費および諸掛り（測量監督費，諸経費，補償費，建設分担関連費およびその他の費用を含みます。）の合計額といたします。 なお，撤去工事がある場合は，その合計額から撤去後の資材の残存価額を差し引いた金額に，撤去する場合の諸工費（諸掛りを含みます。）を加えた金額といたします。 また，算定にあたっては，次のとおりといたします。
㈡　材料費は，払出時の単価（電気事業会計規則に定められた方法によって算出した貯蔵品の払出単価等をいいます。）によって算定いたします。	㈡　材料費は，払出時の単価（電気事業会計規則に定められた方法によって算出した貯蔵品の払出単価等をいいます。）によって算定いたします。
㈢　土地費（電気事業会計規則に定められた固定資産土地として計上される金額をいいます。）は，工事費に含みません。ただし，架空電線路の経過地に当社が地役権を設定する場合は，その設定にともなう費用（地役権の登記に要する費用を除きます。）の50パーセントに相当する金額を工事費に含みます。	㈢　土地費（電気事業会計規則に定められた固定資産土地として計上される金額をいいます。）は，工事費に含みません。ただし，架空電線路の経過地に当社が地役権を設定する場合は，その設定にともなう費用（地役権の登記に要する費用を除きます。）の50パーセントに相当する金額を工事費に含みます。
㈣　架空電線路の経過地に建造物の構築，竹木の植栽等電線路に支障を及ぼす行為を行なわないことを条件とする補償契約を締結する場合は，その線下補償費の50パーセントに相当する金額を工事費に含みます。	㈣　架空電線路の経過地に建造物の構築，竹木の植栽等電線路に支障を及ぼす行為を行なわないことを条件とする補償契約を締結する場合は，その線下補償費の50パーセントに相当する金額を工事費に含みます。
㈤　残地補償費は，補償費と明らかに区分されている場合に限り，工	㈤　残地補償費は，補償費と明らかに区分されている場合に限り，工

現　行（2024年10月１日実施）	変　更　後（2025年４月１日実施予定）
事費に含みます。 (ﾍ)　建設分担関連費は，工事期間が12月以上を要し，かつ，工事費が50億円以上の場合に限り，工事費に含みます。 (ﾄ)　契約者の希望により暫定的に利用される供給設備を施設する場合の工事費は，73（臨時工事費）に準じて算定いたします。 ロ　契約者が標準設計をこえる設計によることを希望される場合の工事費は，イに準じて算定いたします。 なお，(2)イ(ｲ)の標準設計工事費をこえる金額は，実際工事費から標準設計工事費を差し引いたものといたします。 ハ　(2)イ(ｲ)または(ﾛ)ａの場合で，その工事費を(1)イ(ｲ)に定める超過こう長１メートル当たりの金額または(1)ロ(ｲ)ａに定める工事費単価にもとづいて算定することが適当と認められるときは，イおよびロにかかわらず，標準設計をこえる設計で施設される供給設備の工事費および標準設計工事費をいずれも(1)イ(ｲ)または(1)ロ(ｲ)ａにもとづいて算定いたします。この場合，超過こう長１メートル当たりの金額を新たに施設される供給側接続設備の全工事こう長に適用して工事費を算定いたします。 ニ　当社が将来の需要を考慮してあらかじめ施設した鉄塔，管路等を利用して供給する場合は，新たに施設される電線路に必要とされる回線数，管路孔数等に応じて次により算定した金額を電線路の工事費に算入いたします。 (ｲ)　鉄塔を利用して電気を供給する場合 $\text{工事費} \times \frac{\text{使用回線数}}{\text{施設回線数}}$ (ﾛ)　管路等を利用して電気を供給する場合 $\text{工事費} \times \frac{\text{使　用　孔　数}}{\text{施設孔数} - \text{予備孔数}}$ ホ　当社が特別高圧で供給する電気について，施設後３年以内の供給設備を利用する場合は，新たに利用される部分を新たに施設される供給側接続設備とみなします。 なお，この場合の工事費は，(1)ロ(ｲ)ａに準じて算定いたします。 ヘ　(2)ロの場合の工事費は，次のとおりといたします。 (ｲ)　高圧で供給する場合 (1)イ(ｲ)に定める超過こう長１メートル当たりの金額にもとづいて算定することが適当と認められる場合は，イまたはロにかかわらず，その工事費を(1)イ(ｲ)にもとづいて算定いたします。この場合，超過こう長１メートル当たりの金額を新たに施設される供給側接続設備の全工事こう長に適用して工事費を算定いたします。	事費に含みます。 (ﾍ)　建設分担関連費は，工事期間が12月以上を要し，かつ，工事費が50億円以上の場合に限り，工事費に含みます。 (ﾄ)　契約者の希望により暫定的に利用される供給設備を施設する場合の工事費は，73（臨時工事費）に準じて算定いたします。 ロ　契約者が標準設計をこえる設計によることを希望される場合の工事費は，イに準じて算定いたします。 なお，(2)イ(ｲ)の標準設計工事費をこえる金額は，実際工事費から標準設計工事費を差し引いたものといたします。 ハ　(2)イ(ｲ)または(ﾛ)ａの場合で，その工事費を(1)イ(ｲ)に定める超過こう長１メートル当たりの金額または(1)ロ(ｲ)ａに定める工事費単価にもとづいて算定することが適当と認められるときは，イおよびロにかかわらず，標準設計をこえる設計で施設される供給設備の工事費および標準設計工事費をいずれも(1)イ(ｲ)または(1)ロ(ｲ)ａにもとづいて算定いたします。この場合，超過こう長１メートル当たりの金額を新たに施設される供給側接続設備の全工事こう長に適用して工事費を算定いたします。 ニ　当社が将来の需要を考慮してあらかじめ施設した鉄塔，管路等を利用して供給する場合は，新たに施設される電線路に必要とされる回線数，管路孔数等に応じて次により算定した金額を電線路の工事費に算入いたします。 (ｲ)　鉄塔を利用して電気を供給する場合 $\text{工事費} \times \frac{\text{使用回線数}}{\text{施設回線数}}$ (ﾛ)　管路等を利用して電気を供給する場合 $\text{工事費} \times \frac{\text{使　用　孔　数}}{\text{施設孔数} - \text{予備孔数}}$ ホ　当社が特別高圧で供給する電気について，施設後３年以内の供給設備を利用する場合は，新たに利用される部分を新たに施設される供給側接続設備とみなします。 なお，この場合の工事費は，(1)ロ(ｲ)ａに準じて算定いたします。 ヘ　(2)ロの場合（特別高圧で供給する場合は，標準電圧20,000ボルト，60,000ボルトまたは100,000ボルトで当社が供給するときに限ります。）の工事費は，次のとおりといたします。 (ｲ)　高圧で供給する場合 (1)イ(ｲ)に定める超過こう長１メートル当たりの金額にもとづいて算定することが適当と認められる場合は，イまたはロにかかわらず，その工事費を(1)イ(ｲ)にもとづいて算定いたします。この場合，超過こう長１メートル当たりの金額を新たに施設される供給側接続設備の全工事こう長に適用して工事費を算定いたします。

現　行（2024年10月１日実施）	変　更　後（2025年４月１日実施予定）
㈡　特別高圧で供給する場合 契約者が標準設計をこえる設計によることを希望される場合を除き，イにかかわらず，⑴ロ㈠ａによって算定いたします。 なお，21（予備送電サービス）によって当社が供給する場合で，供給側接続設備（専用供給設備および予備供給設備を除きます。）と予備供給設備とを同一支持物に同時に施設するときの予備供給設備の工事費は，⑴ロ㈠ａの該当欄の単価の20パーセントを適用して算定いたします。	㈡　特別高圧で供給する場合 契約者が標準設計をこえる設計によることを希望される場合を除き，イにかかわらず，⑴ロ㈠ａによって算定いたします。 なお，21（予備送電サービス）によって当社が供給する場合で，供給側接続設備（専用供給設備および予備供給設備を除きます。）と予備供給設備とを同一支持物に同時に施設するときの予備供給設備の工事費は，⑴ロ㈠ａの該当欄の単価の20パーセントを適用して算定いたします。
ト　低圧または高圧で供給する場合で，工事費を当社が定める単位当たりの金額にもとづいて算定することが適当と認められるとき（ハおよびへの場合を除きます。）は，イおよびロにかかわらず，工事費を当該金額にもとづいて算定いたします。	ト　低圧または高圧で供給する場合で，工事費を当社が定める単位当たりの金額にもとづいて算定することが適当と認められるとき（ハおよびへの場合を除きます。）は，イおよびロにかかわらず，工事費を当該金額にもとづいて算定いたします。
⑸　特例区域等の契約者が新たに接続供給を開始し，または接続送電サービス契約電力等を増加される場合（新たに接続供給を開始される場合で，当該接続供給を開始される前から引き続き当社の供給設備を利用され，かつ，下位の供給電圧に変更されるときを除きます。）で，これにともない当社が新たに供給地点への供給設備を施設するときには，当社は，⑴または⑵にかかわらず，その工事費の全額を工事費負担金として契約者から申し受けます。 なお，この場合の工事費負担金は，⑵の場合に準じて算定いたします。	⑸　特例区域等の契約者が新たに接続供給を開始し，または接続送電サービス契約電力等を増加される場合（新たに接続供給を開始される場合で，当該接続供給を開始される前から引き続き当社の供給設備を利用され，かつ，下位の供給電圧に変更されるときを除きます。）で，これにともない当社が新たに供給地点への供給設備を施設するときには，当社は，⑴または⑵にかかわらず，その工事費の全額を工事費負担金として契約者から申し受けます。 なお，この場合の工事費負担金は，⑵の場合に準じて算定いたします。
⑹　分割接続供給の場合の工事費負担金は，⑴，⑵，⑶，⑷または⑸に準じて算定し，双方の契約者と当社との協議のうえ，一方または双方の契約者から申し受けます。この場合，工事費負担金の算定上，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービス契約電力を接続送電サービス契約電力とみなします。	⑹　分割接続供給の場合の工事費負担金は，⑴，⑵，⑶，⑷または⑸に準じて算定し，双方の契約者と当社との協議のうえ，一方または双方の契約者から申し受けます。この場合，工事費負担金の算定上，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービス契約電力を接続送電サービス契約電力とみなします。
71　工事費負担金の申受けおよび精算 ⑴　当社は，工事費負担金を原則として工事着手前に契約者または発電契約者から申し受けます。 なお，９（検討および契約の申込み）⑷にもとづき系統連系保証金を申し受けた場合は，系統連系保証金を工事費負担金に充当いたします。	**71　工事費負担金の申受けおよび精算** ⑴　当社は，工事費負担金を原則として工事着手前に契約者または発電契約者から申し受けます。 なお，９（検討および契約の申込み）⑷にもとづき系統連系保証金を申し受けた場合または51（契約の変更）⑹ハにもとづき混雑緩和プロセスに関する保証金を申し受けた場合は，系統連系保証金または混雑緩和プロセスに関する保証金を工事費負担金に充当いたします。
⑵　工事費負担金は，次の場合には，工事完成後すみやかに精算するものといたします。 イ　70（供給地点への供給設備の工事費負担金）⑴にもとづき算定される場合は，次に該当するとき。 ㈠　設計変更等により，架空供給側接続設備または地中供給側接続設備のいずれかの工事こう長の変更の差異が５パーセントをこえる場合	⑵　工事費負担金は，次の場合には，工事完成後すみやかに精算するものといたします。 イ　70（供給地点への供給設備の工事費負担金）⑴にもとづき算定される場合は，次に該当するとき。 ㈠　設計変更等により，架空供給側接続設備または地中供給側接続設備のいずれかの工事こう長の変更の差異が５パーセントをこえる場合

現　行（2024年10月１日実施）	変　更　後（2025年４月１日実施予定）
㈡　その他特別の事情により，工事費負担金に差異が生じた場合 ロ　67（受電地点への供給設備の工事費負担金），68（受電用計量器等の工事費負担金），69（会社間連系設備の工事費負担金），70（供給地点への供給設備の工事費負担金）⑵（70〔供給地点への供給設備の工事費負担金〕⑴イ㈠に定める超過こう長１メートル当たりの金額または70〔供給地点への供給設備の工事費負担金〕⑴ロ㈠ａに定める工事費単価および70〔供給地点への供給設備の工事費負担金〕⑴ロ㈡にもとづいて算定する場合は，イに準ずるものといたします。）および70（供給地点への供給設備の工事費負担金）⑶にもとづき算定される場合は，次に該当するとき。 ㈠　低圧または高圧で受電または供給する場合 ａ　設計変更により，電柱（鉄塔，鉄柱を含みます。），電線および変圧器等の主要材料の規格が変更となる場合または主要材料の数量の変更（低圧引込線を除きます。）の差異が５パーセントをこえる場合 ｂ　設計時と払出時との間で材料費の単価に変動が生じた場合（設計から払出しまでの期間が短いときを除きます。） ｃ　その他特別の事情により，工事費負担金に著しい差異が生じた場合 ㈡　特別高圧で受電または供給する場合 原則としてすべての場合	㈡　その他特別の事情により，工事費負担金に差異が生じた場合 ロ　67（受電地点への供給設備の工事費負担金），68（受電用計量器等の工事費負担金），69（会社間連系設備の工事費負担金），70（供給地点への供給設備の工事費負担金）⑵（70〔供給地点への供給設備の工事費負担金〕⑴イ㈠に定める超過こう長１メートル当たりの金額または70〔供給地点への供給設備の工事費負担金〕⑴ロ㈠ａに定める工事費単価および70〔供給地点への供給設備の工事費負担金〕⑴ロ㈡にもとづいて算定する場合は，イに準ずるものといたします。）および70（供給地点への供給設備の工事費負担金）⑶にもとづき算定される場合は，次に該当するとき。 ㈠　低圧または高圧で受電または供給する場合 ａ　設計変更により，電柱（鉄塔，鉄柱を含みます。），電線および変圧器等の主要材料の規格が変更となる場合または主要材料の数量の変更（低圧引込線を除きます。）の差異が５パーセントをこえる場合 ｂ　設計時と払出時との間で材料費の単価に変動が生じた場合（設計から払出しまでの期間が短いときを除きます。） ｃ　その他特別の事情により，工事費負担金に著しい差異が生じた場合 ㈡　特別高圧で受電または供給する場合 原則としてすべての場合
⑶　当社は，工事費負担金を申し受けて施設した受電側接続設備または供給側接続設備の全部または一部を他の契約者または発電契約者と共用する供給設備として利用することがあります。 なお，当社が特別高圧で受電または供給する電気について，その利用が供給設備の施設後３年以内に行なわれる場合で，その受電側接続設備または供給側接続設備を施設したときにさかのぼって２以上の契約者または発電契約者が共用する供給設備として算定した場合の工事費負担金が既に申し受けた工事費負担金を下回るときは，その差額をお返しいたします。	⑶　当社は，工事費負担金を申し受けて施設した受電側接続設備または供給側接続設備の全部または一部を他の契約者または発電契約者と共用する供給設備として利用することがあります。 なお，当社が特別高圧で受電または供給する電気について，その利用が供給設備の施設後３年以内に行なわれる場合で，その受電側接続設備または供給側接続設備を施設したときにさかのぼって２以上の契約者または発電契約者が共用する供給設備として算定した場合の工事費負担金が既に申し受けた工事費負担金を下回るときは，その差額をお返しいたします。
⑷　当社は，67（受電地点への供給設備の工事費負担金）⑵イ㈡に定める供給設備の全部または一部を他の契約者または発電契約者と共用する供給設備として利用することがあります。 なお，当社が受電する電気または特別高圧で供給する電気について，その利用が供給設備の施設後３年以内に行なわれる場合で，その供給設備を施設したときにさかのぼって２以上の契約者または発電契約者が共用する供給設備として算定した場合の工事費負担金が既に申し受けた工事費負担金を下回るときは，原則としてその差額をお返しいたします。	⑷　当社は，67（受電地点への供給設備の工事費負担金）⑵イ㈡に定める供給設備の全部または一部を他の契約者または発電契約者と共用する供給設備として利用することがあります。 なお，当社が受電する電気または特別高圧で供給する電気について，その利用が供給設備の施設後３年以内に行なわれる場合で，その供給設備を施設したときにさかのぼって２以上の契約者または発電契約者が共用する供給設備として算定した場合の工事費負担金が既に申し受けた工事費負担金を下回るときは，原則としてその差額をお返しいたします。
⑸　当社は，契約者または発電契約者の承諾をえて，専用供給設備を専用供給設備以外の供給設備に変更することがあります。	⑸　当社は，契約者または発電契約者の承諾をえて，専用供給設備を専用供給設備以外の供給設備に変更することがあります。

現　行（2024年10月１日実施）	変　更　後（2025年４月１日実施予定）
なお，その変更が供給設備の施設後10年以内に行なわれる場合は，その専用供給設備を施設したときにさかのぼって専用供給設備以外の供給設備として算定した工事費負担金と，既に申し受けた工事費負担金との差額をお返しいたします。	なお，その変更が供給設備の施設後10年以内に行なわれる場合は，その専用供給設備を施設したときにさかのぼって専用供給設備以外の供給設備として算定した工事費負担金と，既に申し受けた工事費負担金との差額をお返しいたします。
⑹　低圧または高圧で供給する場合，居住用の分譲地として整備された地域等において，原則として１年以内にすべての建物が施設される場合で，すべての供給地点について２以上の契約者が共同して申込みをされたときまたはすべての供給地点について契約者から申込みがあり，かつ，一括して工事費負担金を算定することを希望されるときには，当社は，施設を予定しているすべての建物に対する工事こう長のうち無償こう長に供給地点の数の70パーセントの値を乗じてえた値をこえる部分を超過こう長として算定される70（供給地点への供給設備の工事費負担金）⑴の工事費負担金を当初に申し受けます。	⑹　低圧または高圧で供給する場合，居住用の分譲地として整備された地域等において，原則として１年以内にすべての建物が施設される場合で，すべての供給地点について２以上の契約者が共同して申込みをされたときまたはすべての供給地点について契約者から申込みがあり，かつ，一括して工事費負担金を算定することを希望されるときには，当社は，施設を予定しているすべての建物に対する工事こう長のうち無償こう長に供給地点の数の70パーセントの値を乗じてえた値をこえる部分を超過こう長として算定される70（供給地点への供給設備の工事費負担金）⑴の工事費負担金を当初に申し受けます。
また，工事費負担金契約書に定める期日に既に供給を開始している供給地点の数により工事費負担金を精算いたします。この場合の精算の対象となる工事こう長は，共同して申込みをされた供給地点の数と供給を開始した供給地点の数とが異なる場合であっても，施設された供給設備に応じたものといたします。	また，工事費負担金契約書に定める期日に既に供給を開始している供給地点の数により工事費負担金を精算いたします。この場合の精算の対象となる工事こう長は，共同して申込みをされた供給地点の数と供給を開始した供給地点の数とが異なる場合であっても，施設された供給設備に応じたものといたします。
72　供給開始に至らないで契約を廃止または変更される場合の費用の申受け	**72　供給開始に至らないで契約を廃止または変更される場合等の費用の申受け**
⑴　託送供給開始に至らないで接続供給契約または振替供給契約を廃止または変更される場合	⑴　託送供給開始に至らないで接続供給契約または振替供給契約を廃止または変更される場合
供給設備の一部または全部を施設した後，契約者または需要者の都合によって託送供給の開始に至らないで接続供給契約または振替供給契約を廃止または変更される場合は，当社は，要した費用の実費を契約者から申し受けます。	供給設備の一部または全部を施設した後，契約者または需要者の都合によって託送供給の開始に至らないで接続供給契約または振替供給契約を廃止または変更される場合は，当社は，要した費用の実費を契約者から申し受けます。
なお，実際に供給設備の工事を行なわなかった場合であっても，測量監督，調達した資材等に費用を要したときは，その実費を契約者から申し受けます。	なお，実際に供給設備の工事を行なわなかった場合であっても，測量監督，調達した資材等に費用を要したときは，その実費を契約者から申し受けます。
また，分割接続供給の場合は，要した費用の実費を双方の契約者と当社との協議のうえ，一方または双方の契約者から申し受けます。	また，分割接続供給の場合は，要した費用の実費を双方の契約者と当社との協議のうえ，一方または双方の契約者から申し受けます。
⑵　発電量調整供給開始に至らないで発電量調整供給契約を廃止または変更される場合	⑵　発電量調整供給開始に至らないで発電量調整供給契約を廃止または変更される場合
供給設備の一部または全部を施設した後，発電契約者または発電者の都合によって発電量調整供給の開始に至らないで発電量調整供給契約を廃止または変更される場合等は，当社は，要した費用の実費を発電契約者から申し受けます。ただし，発電契約者との間で電源接続案件一括検討プロセスにもとづき工事費負担金補償金を定める場合は，供給設備の工事を行なう前であっても，原則としてその金額を発電契約者から申し	供給設備の一部または全部を施設した後，発電契約者または発電者の都合によって発電量調整供給の開始に至らないで発電量調整供給契約を廃止または変更される場合等は，当社は，要した費用の実費を発電契約者から申し受けます。ただし，発電契約者との間で電源接続案件一括検討プロセスにもとづき工事費負担金補償金を定める場合は，供給設備の工事を行なう前であっても，原則としてその金額を発電契約者から申し

現　行（2024年10月１日実施）	変　更　後（2025年４月１日実施予定）
受けます。 　なお，電力広域的運営推進機関送配電等業務指針に定める保証金を返還する事情に該当する場合は，当社は，系統連系保証金をお返しいたします。 　また，実際に供給設備の工事を行なわなかった場合であっても，測量監督，調達した資材等に費用を要したときは，その実費を発電契約者から申し受けます。	受けます。 　なお，電力広域的運営推進機関送配電等業務指針に定める保証金を返還する事情に該当する場合は，当社は，系統連系保証金をお返しいたします。 　また，実際に供給設備の工事を行なわなかった場合であっても，測量監督，調達した資材等に費用を要したときは，その実費を発電契約者から申し受けます。 ⑶　混雑緩和プロセスにともなう供給設備の変更を中止される場合等の費用の申受け 　混雑緩和プロセスにともない供給設備の一部または全部を変更した後，発電契約者または発電者の都合によって供給設備の変更を中止される場合等は，当社は，要した費用の実費を発電契約者から申し受けます。ただし，発電契約者との間で混雑緩和プロセスにもとづき工事費負担金補償金を定める場合は，供給設備の工事を行なう前であっても，原則としてその金額を発電契約者から申し受けます。 　なお，電力広域的運営推進機関送配電等業務指針に定める混雑緩和プロセスに関する保証金を返還する事情に該当する場合は，当社は，混雑緩和プロセスに関する保証金をお返しいたします。 　また，実際に供給設備の工事を行なわなかった場合であっても，測量監督，調達した資材等に費用を要したときは，その実費を発電契約者から申し受けます。

現　行（2024年10月１日実施）	変　更　後（2025年４月１日実施予定）
附　　則	**附　　則**
１　実　施　期　日 この約款は，2024年10月１日から実施いたします。	**１　実　施　期　日** この約款は，~~2024~~2025年~~10~~４月１日から実施いたします。
３　揚水発電設備等が設置された需要場所に接続供給を行なう場合の特別措置 ⑴に定める適用範囲に該当する接続供給契約で，あらかじめ契約者から申出がある場合は，料金および必要となるその他の供給条件は次のとおりといたします。 ⑴　適　用　範　囲 イ　揚水発電設備または蓄電池（以下「揚水発電設備等」といいます。）が設置された需要場所に供給され，揚水または蓄電された接続供給に係る電気が，当該需要場所以外の需要場所に託送供給される場合であること。 ロ　イの接続供給に係る電気と，それ以外の電気（揚水発電設備等が設置された需要場所内で使用される電気，揚水発電設備等が設置された需要場所内で発電または放電された電気等をいいます。）とを，物理的に区分する等，何らかの方法で明確に区分が可能となるよう措置されており，㈠および㈡を明確に区分して定めることが可能であること。ただし，技術上，経済上やむをえない場合等特別の事情がある場合は，㈠および㈡をあらかじめ契約者と当社との協議により定めることがあります。 ㈠　当該供給地点におけるイの接続供給に係る電気に相当する最大電力（キロワット），最大電流（アンペア）または最大容量（キロボルトアンペア）（以下「揚水最大電力等」といいます。）およびそれ以外の電気の最大電力，最大電流または最大容量（以下「その他最大電力等」といいます。） ㈡　当該供給地点におけるイの接続供給に係る電気に相当する電力量（以下「揚水等接続供給電力量」といいます。）およびそれ以外の電気の電力量（以下「その他接続供給電力量」といいます。） ハ　イおよびロにおける揚水発電設備等については，あらかじめ定められた順序または手続き等にしたがって揚水または蓄電および発電または放電を制御することが可能なものであること。 ⑵　接続送電サービス料金または臨時接続送電サービス料金 接続送電サービス料金または臨時接続送電サービス料金は，供給地点ごとに，あらかじめ１年ごとに契約者と当社との協議により揚水発電設備等における揚水または蓄電および発電等に係る電気の損失率（以下	**３　揚水発電設備等が設置された需要場所に接続供給を行なう場合の特別措置** ⑴に定める適用範囲に該当する接続供給契約で，あらかじめ契約者から申出がある場合は，料金および必要となるその他の供給条件は次のとおりといたします。 ⑴　適　用　範　囲 イ　~~揚水発電設備または蓄電池（以下「~~揚水発電設備等~~」といいます。）~~が設置された需要場所に供給され，揚水または蓄電された接続供給に係る電気が，当該需要場所以外の需要場所に託送供給される場合であること。 ロ　イの接続供給に係る電気と，それ以外の電気（揚水発電設備等が設置された需要場所内で使用される電気，揚水発電設備等が設置された需要場所内で発電または放電された電気等をいいます。）とを，物理的に区分する等，何らかの方法で明確に区分が可能となるよう措置されており，㈠および㈡を明確に区分して定めることが可能であること。ただし，技術上，経済上やむをえない場合等特別の事情がある場合は，㈠および㈡をあらかじめ契約者と当社との協議により定めることがあります。 ㈠　当該供給地点におけるイの接続供給に係る電気に相当する最大電力（キロワット），最大電流（アンペア）または最大容量（キロボルトアンペア）（以下「揚水最大電力等」といいます。）およびそれ以外の電気の最大電力，最大電流または最大容量（以下「その他最大電力等」といいます。） ㈡　当該供給地点におけるイの接続供給に係る電気に相当する電力量（以下「揚水等接続供給電力量」といいます。）およびそれ以外の電気の電力量（以下「その他接続供給電力量」といいます。） ハ　イおよびロにおける揚水発電設備等については，あらかじめ定められた順序または手続き等にしたがって揚水または蓄電および発電または放電を制御することが可能なものであること。 ⑵　接続送電サービス料金または臨時接続送電サービス料金 接続送電サービス料金または臨時接続送電サービス料金は，供給地点ごとに，あらかじめ１年ごとに契約者と当社との協議により揚水発電設備等における揚水または蓄電および発電等に係る電気の損失率（以下

現　行（2024年10月１日実施）	変　更　後（2025年４月１日実施予定）
「揚水等損失率」といいます。）を定め，19（接続送電サービス）⑶イ(ﾛ)ｃ，(ﾊ)ｃ，(ﾆ)ｃ，(ﾎ)ｃ，(ﾍ)ｃ，(ﾄ)ｃ，ロ(ｲ)ｃ，(ﾛ)ｃ，(ﾊ)ｃ，ハ(ｲ)ｃ，(ﾛ)ｃもしくは(ﾊ)ｃまたは20（臨時接続送電サービス）⑶イ(ﾛ)ｃ，(ﾆ)ｃ，ロ(ﾊ)もしくはハ(ﾊ)の適用にあたっては，接続送電サービス料金または臨時接続送電サービス料金の算定上，イ(ｲ)または(ﾛ)により，接続供給課金対象電力または接続供給課金対象電力量を定め，接続送電サービス契約電力，接続送電サービス契約電流，接続送電サービス契約容量，臨時接続送電サービス契約電流，臨時接続送電サービス契約容量もしくは臨時接続送電サービス契約電力または接続供給電力量に代えて適用いたします。 なお，高圧または特別高圧で供給する場合で，１年を通じて最大需要電力等が夜間時間に発生するときのピークシフト電力は，19（接続送電サービス）⑷ロにかかわらず，ロといたします。 イ　接続供給課金対象電力または接続供給課金対象電力量 (ｲ)　接続供給課金対象電力 当該供給地点における接続供給課金対象電力（キロワット）は，次のとおりといたします。ただし，接続供給課金対象電力の算定上，10アンペアおよび１キロボルトアンペアを１キロワットとみなします。 接続供給課金対象電力 ＝揚水最大電力等×揚水等損失率＋その他最大電力等 (ﾛ)　接続供給課金対象電力量 当該供給地点における接続供給課金対象電力量は，次のとおりといたします。 接続供給課金対象電力量 ＝揚水等接続供給電力量×揚水等損失率＋その他接続供給電力量 ロ　１年を通じての最大需要電力等が夜間時間に発生する場合のピークシフト電力 高圧または特別高圧で供給する場合のピークシフト電力は，需要者の負荷移行により昼間時間から夜間時間に移行された増分電力をいい，その需要者の接続送電サービス契約電力からその需要者の１年を通じての昼間時間における接続供給電力の最大値を差し引いた値を上限として，夜間時間に移行する負荷設備の容量（キロワット），揚水最大電力等およびその他最大電力等，揚水等損失率等にもとづき，あらかじめ契約者と当社との協議によって定めます。 なお，各月の昼間時間における接続供給電力の最大値の実績等から，ピークシフト電力が不適当と認められる場合には，すみやかにピークシフト電力を適正なものに変更していただきます。 ハ　そ　　の　　他 (ｲ)　19（接続送電サービス）⑶イ(ｲ)ａに該当する場合は，19（接続送	「揚水等損失率」といいます。）を定め，19（接続送電サービス）⑶イ(ﾛ)ｃ，(ﾊ)ｃ，(ﾆ)ｃ，(ﾎ)ｃ，(ﾍ)ｃ，(ﾄ)ｃ，ロ(ｲ)ｃ，(ﾛ)ｃ，(ﾊ)ｃ，ハ(ｲ)ｃ，(ﾛ)ｃもしくは(ﾊ)ｃまたは20（臨時接続送電サービス）⑶イ(ﾛ)ｃ，(ﾆ)ｃ，ロ(ﾊ)もしくはハ(ﾊ)の適用にあたっては，接続送電サービス料金または臨時接続送電サービス料金の算定上，イ(ｲ)または(ﾛ)により，接続供給課金対象電力または接続供給課金対象電力量を定め，接続送電サービス契約電力，接続送電サービス契約電流，接続送電サービス契約容量，臨時接続送電サービス契約電流，臨時接続送電サービス契約容量もしくは臨時接続送電サービス契約電力または接続供給電力量に代えて適用いたします。 なお，高圧または特別高圧で供給する場合で，１年を通じて最大需要電力等が夜間時間に発生するときのピークシフト電力は，19（接続送電サービス）⑷ロにかかわらず，ロといたします。 イ　接続供給課金対象電力または接続供給課金対象電力量 (ｲ)　接続供給課金対象電力 当該供給地点における接続供給課金対象電力（キロワット）は，次のとおりといたします。ただし，接続供給課金対象電力の算定上，10アンペアおよび１キロボルトアンペアを１キロワットとみなします。 接続供給課金対象電力 ＝揚水最大電力等×揚水等損失率＋その他最大電力等 (ﾛ)　接続供給課金対象電力量 当該供給地点における接続供給課金対象電力量は，次のとおりといたします。 接続供給課金対象電力量 ＝揚水等接続供給電力量×揚水等損失率＋その他接続供給電力量 ロ　１年を通じての最大需要電力等が夜間時間に発生する場合のピークシフト電力 高圧または特別高圧で供給する場合のピークシフト電力は，需要者の負荷移行により昼間時間から夜間時間に移行された増分電力をいい，その需要者の接続送電サービス契約電力からその需要者の１年を通じての昼間時間における接続供給電力の最大値を差し引いた値を上限として，夜間時間に移行する負荷設備の容量（キロワット），揚水最大電力等およびその他最大電力等，揚水等損失率等にもとづき，あらかじめ契約者と当社との協議によって定めます。 なお，各月の昼間時間における接続供給電力の最大値の実績等から，ピークシフト電力が不適当と認められる場合には，すみやかにピークシフト電力を適正なものに変更していただきます。 ハ　そ　　の　　他 (ｲ)　19（接続送電サービス）⑶イ(ｲ)ａに該当する場合は，19（接続送

現　行（2024年10月１日実施）	変　更　後（2025年４月１日実施予定）
電サービス）⑶イ(ﾛ)ａ，(ﾊ)ａまたは(ﾆ)ａにかかわらず，電灯標準接続送電サービス，電灯時間帯別接続送電サービスまたは電灯従量接続送電サービス（自己等への電気の供給の用に供する接続供給の場合に限ります。）を適用いたします。	電サービス）⑶イ(ﾛ)ａ，(ﾊ)ａまたは(ﾆ)ａにかかわらず，電灯標準接続送電サービス，電灯時間帯別接続送電サービスまたは電灯従量接続送電サービス（自己等への電気の供給の用に供する接続供給の場合に限ります。）を適用いたします。
(ﾛ)　20（臨時接続送電サービス）⑶イ(ｲ)ａに該当する場合は，20（臨時接続送電サービス）⑶イ(ﾛ)ａにかかわらず，電灯臨時接続送電サービスを適用いたします。	(ﾛ)　20（臨時接続送電サービス）⑶イ(ｲ)ａに該当する場合は，20（臨時接続送電サービス）⑶イ(ﾛ)ａにかかわらず，電灯臨時接続送電サービスを適用いたします。
(ﾊ)　20（臨時接続送電サービス）⑶イ(ﾊ)ａに該当する場合は，20（臨時接続送電サービス）⑶イ(ﾆ)ａにかかわらず，動力臨時接続送電サービスを適用いたします。	(ﾊ)　20（臨時接続送電サービス）⑶イ(ﾊ)ａに該当する場合は，20（臨時接続送電サービス）⑶イ(ﾆ)ａにかかわらず，動力臨時接続送電サービスを適用いたします。
⑶　電力および電力量の算定	⑶　電力および電力量の算定
当社または当社の供給区域で事業を営む配電事業者が指定する系統安定上必要な調整機能を有する揚水発電設備等であって別途当社または当社の供給区域で事業を営む配電事業者と調整に関する契約を締結する設備が設置された需要場所に接続供給を行なう場合で，電気の使用に係る調整を行なうときは，接続対象計画電力量，接続対象計画差対応補給電力量および接続対象計画差対応余剰電力量は，31（電力および電力量の算定）⑿，⑿および⒀にかかわらず，次のとおりといたします。	当社または当社の供給区域で事業を営む配電事業者が指定する系統安定上必要な調整機能を有する揚水発電設備等であって別途当社または当社の供給区域で事業を営む配電事業者と調整に関する契約を締結する設備が設置された需要場所に接続供給を行なう場合で，電気の使用に係る調整を行なうときは，接続対象計画電力量，接続対象計画差対応補給電力量および接続対象計画差対応余剰電力量は，31（電力および電力量の算定）⑿，⑿および⒀にかかわらず，次のとおりといたします。
イ　接続対象計画電力量	イ　接続対象計画電力量
接続対象計画電力量は，30分ごとの接続対象電力量の計画値（供給地点が複数ある場合はその合計といたします。）で，契約者があらかじめ電力広域的運営推進機関を通じて当社に通知するものといたします。	接続対象計画電力量は，30分ごとの接続対象電力量の計画値（供給地点が複数ある場合はその合計といたします。）で，契約者があらかじめ電力広域的運営推進機関を通じて当社に通知するものといたします。
なお，当社または当社の供給区域で事業を営む配電事業者が指定する系統安定上必要な調整機能を有する揚水発電設備等であって別途当社または当社の供給区域で事業を営む配電事業者と調整に関する契約を締結する設備が設置された需要場所に接続供給を行なう場合で，電気の使用に係る調整を行なうときは，契約者は，別途，当該供給地点における30分ごとの接続対象電力量の計画値をあらかじめ電力広域的運営推進機関を通じて当社に通知するものといたします。	なお，当社または当社の供給区域で事業を営む配電事業者が指定する系統安定上必要な調整機能を有する揚水発電設備等であって別途当社または当社の供給区域で事業を営む配電事業者と調整に関する契約を締結する設備が設置された需要場所に接続供給を行なう場合で，電気の使用に係る調整を行なうときは，契約者は，別途，当該供給地点における30分ごとの接続対象電力量の計画値をあらかじめ電力広域的運営推進機関を通じて当社に通知するものといたします。
ロ　接続対象計画差対応補給電力量	ロ　接続対象計画差対応補給電力量
接続対象計画差対応補給電力量は，30分ごとの接続対象電力量がその30分における接続対象計画電力量を上回る場合に，30分ごとに，次の式により算定された値といたします。ただし，接続対象計画差対応補給電力量の算定上，当社または当社の供給区域で事業を営む配電事業者が指定する系統安定上必要な調整機能を有する揚水発電設備等であって別途当社または当社の供給区域で事業を営む配電事業者と調整に関する契約を締結する設備が設置された需要場所に接続供給を行なう場合で，電気の使用に係る調整を行なったとき（揚水発電設備等の故障等が発生したときを除きます。）は，31（電力および電力量の算	接続対象計画差対応補給電力量は，30分ごとの接続対象電力量がその30分における接続対象計画電力量を上回る場合に，30分ごとに，次の式により算定された値といたします。ただし，接続対象計画差対応補給電力量の算定上，当社または当社の供給区域で事業を営む配電事業者が指定する系統安定上必要な調整機能を有する揚水発電設備等であって別途当社または当社の供給区域で事業を営む配電事業者と調整に関する契約を締結する設備が設置された需要場所に接続供給を行なう場合で，電気の使用に係る調整を行なったとき（揚水発電設備等の故障等が発生したときを除きます。）は，31（電力および電力量の算

現　行（2024年10月１日実施）	変　更　後（2025年４月１日実施予定）
定）⑻にかかわらず，当該供給地点におけるその30分ごとの接続対象電力量の計画値にもとづき算定される当該供給地点におけるその30分ごとの接続供給電力量の計画値を当該供給地点におけるその30分ごとの接続供給電力量とみなし，接続対象電力量を算定いたします。 接続対象計画差対応補給電力量 ＝接続対象電力量－接続対象計画電力量 ハ　接続対象計画差対応余剰電力量 接続対象計画差対応余剰電力量は，30分ごとの接続対象電力量がその30分における接続対象計画電力量を下回る場合に，30分ごとに，次の式により算定された値といたします。ただし，接続対象計画差対応余剰電力量の算定上，当社または当社の供給区域で事業を営む配電事業者が指定する系統安定上必要な調整機能を有する揚水発電設備等であって別途当社または当社の供給区域で事業を営む配電事業者と調整に関する契約を締結する設備が設置された需要場所に接続供給を行なう場合で，電気の使用に係る調整を行なったとき（揚水発電設備等の故障等が発生したときを除きます。）は，31（電力および電力量の算定）⑻にかかわらず，当該供給地点におけるその30分ごとの接続対象電力量の計画値にもとづき算定される当該供給地点におけるその30分ごとの接続供給電力量の計画値を当該供給地点におけるその30分ごとの接続供給電力量とみなし，接続対象電力量を算定いたします。 接続対象計画差対応余剰電力量 ＝接続対象計画電力量－接続対象電力量 ⑷　計量器等の取付け 料金の算定上必要な計量器等については，63（計量器等の取付け）によるものといたします。また，⑴イの接続供給に係る電気と，それ以外の電気（揚水発電設備等が設置された需要場所内で使用される電気，揚水発電設備等が設置された需要場所内で発電または放電された電気等をいいます。）とを，⑴ロによって区分する場合には，区分するために必要な計量器およびその付属装置は，原則として，当社の所有とし，当社の負担で取り付けます。 ⑸　供給電圧と計量電圧が異なる場合の取扱い 接続供給電力量および最大需要電力等は，30（計量）および附則６（受電電圧および供給電圧と計量電圧が異なる場合の取扱い）にかかわらず，供給電圧と異なった電圧で計量することがあります。この場合，接続供給電力量および最大需要電力等は，計量された接続供給電力量および最大需要電力等を，供給電圧と同位にするために，あらかじめ契約者と当社との協議によって定められた損失補正率によって修正したものといたします。 ⑹　分割接続供給の場合の取扱い イ　この特別措置の適用を希望される場合は，あらかじめ双方の契約者	定）⑻にかかわらず，当該供給地点におけるその30分ごとの接続対象電力量の計画値にもとづき算定される当該供給地点におけるその30分ごとの接続供給電力量の計画値を当該供給地点におけるその30分ごとの接続供給電力量とみなし，接続対象電力量を算定いたします。 接続対象計画差対応補給電力量 ＝接続対象電力量－接続対象計画電力量 ハ　接続対象計画差対応余剰電力量 接続対象計画差対応余剰電力量は，30分ごとの接続対象電力量がその30分における接続対象計画電力量を下回る場合に，30分ごとに，次の式により算定された値といたします。ただし，接続対象計画差対応余剰電力量の算定上，当社または当社の供給区域で事業を営む配電事業者が指定する系統安定上必要な調整機能を有する揚水発電設備等であって別途当社または当社の供給区域で事業を営む配電事業者と調整に関する契約を締結する設備が設置された需要場所に接続供給を行なう場合で，電気の使用に係る調整を行なったとき（揚水発電設備等の故障等が発生したときを除きます。）は，31（電力および電力量の算定）⑻にかかわらず，当該供給地点におけるその30分ごとの接続対象電力量の計画値にもとづき算定される当該供給地点におけるその30分ごとの接続供給電力量の計画値を当該供給地点におけるその30分ごとの接続供給電力量とみなし，接続対象電力量を算定いたします。 接続対象計画差対応余剰電力量 ＝接続対象計画電力量－接続対象電力量 ⑷　計量器等の取付け 料金の算定上必要な計量器等については，63（計量器等の取付け）によるものといたします。また，⑴イの接続供給に係る電気と，それ以外の電気（揚水発電設備等が設置された需要場所内で使用される電気，揚水発電設備等が設置された需要場所内で発電または放電された電気等をいいます。）とを，⑴ロによって区分する場合には，区分するために必要な計量器およびその付属装置は，原則として，当社の所有とし，当社の負担で取り付けます。 ⑸　供給電圧と計量電圧が異なる場合の取扱い 接続供給電力量および最大需要電力等は，30（計量）および附則６（受電電圧および供給電圧と計量電圧が異なる場合の取扱い）にかかわらず，供給電圧と異なった電圧で計量することがあります。この場合，接続供給電力量および最大需要電力等は，計量された接続供給電力量および最大需要電力等を，供給電圧と同位にするために，あらかじめ契約者と当社との協議によって定められた損失補正率によって修正したものといたします。 ⑹　分割接続供給の場合の取扱い イ　この特別措置の適用を希望される場合は，あらかじめ双方の契約者

現　行（2024年10月１日実施）	変　更　後（2025年４月１日実施予定）
で協議のうえ，当社へ申し出ていただきます。 ロ　この特別措置は，それぞれの契約者に係る接続送電サービスまたは臨時接続送電サービスに適用するものとし，それぞれの契約者に係る接続送電サービスまたは臨時接続送電サービスの取扱いは，⑴および⑵に準ずるものといたします。また，この場合は，33（料金の算定）⑾または⑿にもとづき料金の調整を行なうために，１供給地点につき，１接続送電サービスまたは１臨時接続送電サービスを適用したときの接続送電サービスまたは臨時接続送電サービスにおいてもこの特別措置を適用するものとし，当該接続送電サービスまたは臨時接続送電サービスの取扱いは，⑴および⑵に準ずるものといたします。 なお，揚水等損失率は，あらかじめ１年ごとに双方の契約者と当社との協議により供給地点ごとに定め，それぞれの契約者に係る接続送電サービス料金または臨時接続送電サービス料金および１供給地点につき，１接続送電サービスまたは１臨時接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービス料金または臨時接続送電サービス料金の算定にあたり，同一の値を使用するものといたします。	で協議のうえ，当社へ申し出ていただきます。 ロ　この特別措置は，それぞれの契約者に係る接続送電サービスまたは臨時接続送電サービスに適用するものとし，それぞれの契約者に係る接続送電サービスまたは臨時接続送電サービスの取扱いは，⑴および⑵に準ずるものといたします。また，この場合は，33（料金の算定）⑾または⑿にもとづき料金の調整を行なうために，１供給地点につき，１接続送電サービスまたは１臨時接続送電サービスを適用したときの接続送電サービスまたは臨時接続送電サービスにおいてもこの特別措置を適用するものとし，当該接続送電サービスまたは臨時接続送電サービスの取扱いは，⑴および⑵に準ずるものといたします。 なお，揚水等損失率は，あらかじめ１年ごとに双方の契約者と当社との協議により供給地点ごとに定め，それぞれの契約者に係る接続送電サービス料金または臨時接続送電サービス料金および１供給地点につき，１接続送電サービスまたは１臨時接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービス料金または臨時接続送電サービス料金の算定にあたり，同一の値を使用するものといたします。
４　発電量調整供給契約についての特別措置（再生可能エネルギー発電設備） ⑴　契約者が特定契約を締結している場合もしくは特定送配電事業者が特定契約を締結している場合または契約者が当社と再生可能エネルギー電気卸供給契約を締結し，指定した再生可能エネルギー発電設備から電気を調達する場合は，原則として，契約者または特定送配電事業者との間で発電量調整供給契約を締結し，特例発電バランシンググループを設定していただきます。この場合，契約者が締結する特定契約に係る発電設備，特定送配電事業者が締結する特定契約に係る発電設備および当社との再生可能エネルギー電気卸供給契約に係る発電設備は，同一のバランシンググループに属することはできないものといたします。 ⑵　⑴により発電量調整供給契約を締結する場合において，発電量調整供給契約（発電者から電気を受電する場合に限ります。）の申込みに先立ち，契約者（当社と再生可能エネルギー電気卸供給契約を締結する契約者を除きます。）または特定送配電事業者は，受電地点特定番号を明らかにして，申込書（当社所定の様式によります。）により，受電側接続検討の申込みをしていただきます。 ⑶　⑴により発電量調整供給契約を締結する場合において，発電者が特定契約を締結する電気事業者の変更を希望され，または契約者が当社もしくは特定送配電事業者との再生可能エネルギー電気卸供給契約の変更を希望されることにともない当該発電者に係る発電量調整供給契約を変更するときは，当社は，51（契約の変更）⑵に準じて契約を変更していた	**４　発電量調整供給契約についての特別措置（再生可能エネルギー発電設備）** ⑴　契約者が特定契約を締結している場合もしくは特定送配電事業者が特定契約を締結している場合または契約者が当社と再生可能エネルギー電気卸供給契約を締結し，指定した再生可能エネルギー発電設備から電気を調達する場合は，原則として，契約者または特定送配電事業者との間で発電量調整供給契約を締結し，特例発電バランシンググループを設定していただきます。この場合，契約者が締結する特定契約に係る再生可能エネルギー発電設備，特定送配電事業者が締結する特定契約に係る再生可能エネルギー発電設備および当社との再生可能エネルギー電気卸供給契約に係る再生可能エネルギー発電設備は，同一のバランシンググループに属することはできないものといたします。 ⑵　⑴により発電量調整供給契約を締結する場合において，発電量調整供給契約（発電者から電気を受電する場合に限ります。）の申込みに先~~立~~だち，契約者（当社と再生可能エネルギー電気卸供給契約を締結する契約者を除きます。）または特定送配電事業者は，受電地点特定番号を明らかにして，申込書（当社所定の様式によります。）により，受電側接続検討の申込みをしていただきます。 ⑶　⑴により発電量調整供給契約を締結する場合において，発電者が特定契約を締結する電気事業者の変更を希望され，または契約者が当社もしくは特定送配電事業者との再生可能エネルギー電気卸供給契約の変更を希望されることにともない当該発電者に係る発電量調整供給契約を変更するときは，当社は，51（契約の変更）⑵に準じて契約を変更していた

現　行（2024年10月１日実施）	変　更　後（2025年４月１日実施予定）
だくことがあります。 ⑷　⑴により発電量調整供給契約を締結する場合において，契約者が特定送配電事業者と再生可能エネルギー電気卸供給契約を締結し，指定した再生可能エネルギー発電設備から電気を調達することを希望されるときは，契約者は，当社が受電地点において発電量調整供給を行なう際に必要となる事項について，特定送配電事業者が当社に通知する旨を承諾した文書を提出していただきます。 ⑸　⑴により発電量調整供給契約を締結する場合において，契約者（特定送配電事業者が契約者となる場合を除きます。）が希望されるときは，契約者の指定する発電バランシンググループ（当該発電バランシンググループにおける特定契約が2016年４月１日以降に締結され，かつ，再生可能エネルギー特別措置法第２条第３項第５号に定めるバイオマスを電気に変換する認定発電設備〔以下「バイオマス発電設備」といいます。〕であって化石燃料を混焼するもの〔再生可能エネルギー特別措置法施行規則第14条第８号ニに定める地域資源バイオマス発電設備を除きます。〕であるときを除きます。）に係る料金および必要となるその他の供給条件は次のとおりといたします。 イ　８（契約の要件）⑵イは，適用いたしません。 ロ　発電量調整供給に係る料金は，18（料金）⑵にかかわらず，18（料金）⑵に定める料金，ホにより算定されるインバランスリスク料および再生可能エネルギー予測誤差対応調整力確保料といたします。ただし，契約者が当社と再生可能エネルギー電気卸供給契約を締結し，指定した再生可能エネルギー発電設備から電気を調達する場合は，インバランスリスク料および再生可能エネルギー予測誤差対応調整力確保料は申し受けません。 ハ　特例発電バランシンググループに係る発電量調整供給の料金単価は，23（発電量調整受電計画差対応電力）⑵イ㈠およびロ㈠にかかわらず，託送供給等約款料金算定規則第29条（卸電力取引所が公表する額に限ります。）にもとづき，30分ごとに算定される金額といたします。 ただし，契約者が特定契約を締結している場合の特例発電バランシンググループに係る発電量調整供給の料金単価は，23（発電量調整受電計画差対応電力）⑵イ㈠およびロ㈠にかかわらず，託送供給等約款料金算定規則附則第３条（卸電力取引所が公表する額に限ります。）にもとづき，30分ごとに算定される金額といたします。 この場合，23（発電量調整受電計画差対応電力）⑵イ㈡およびロ㈡にかかわらず，発電量調整受電計画差対応補給電力料金は，特例発電バランシンググループに係る発電量調整供給およびその他の発電バランシンググループに係る発電量調整供給について，それぞれ23（発電量調整受電計画差対応電力）⑵イ㈡に準じて算定したものの合計とし，発電量調整受電計画差対応余剰電力料金は，特例発電バランシンググ	だくことがあります。 ⑷　⑴により発電量調整供給契約を締結する場合において，契約者が特定送配電事業者と再生可能エネルギー電気卸供給契約を締結し，指定した再生可能エネルギー発電設備から電気を調達することを希望されるときは，契約者は，当社が受電地点において発電量調整供給を行なう際に必要となる事項について，特定送配電事業者が当社に通知する旨を承諾した文書を提出していただきます。 ⑸　⑴により発電量調整供給契約を締結する場合において，契約者（特定送配電事業者が契約者となる場合を除きます。）が希望されるときは，契約者の指定する発電バランシンググループ（当該発電バランシンググループにおける特定契約が2016年４月１日以降に締結され，かつ，再生可能エネルギー特別措置法第２条第３項第５号に定めるバイオマスを電気に変換する認定発電設備〔以下「バイオマス発電設備」といいます。〕であって化石燃料を混焼するもの〔再生可能エネルギー特別措置法施行規則第14条第８号ニに定める地域資源バイオマス発電設備を除きます。〕であるときを除きます。）に係る料金および必要となるその他の供給条件は次のとおりといたします。 イ　８（契約の要件）⑵イは，適用いたしません。 ロ　発電量調整供給に係る料金は，18（料金）⑵にかかわらず，18（料金）⑵に定める料金，ホにより算定されるインバランスリスク料および再生可能エネルギー予測誤差対応調整力確保料といたします。ただし，契約者が当社と再生可能エネルギー電気卸供給契約を締結し，指定した再生可能エネルギー発電設備から電気を調達する場合は，インバランスリスク料および再生可能エネルギー予測誤差対応調整力確保料は申し受けません。 ハ　特例発電バランシンググループに係る発電量調整供給の料金単価は，23（発電量調整受電計画差対応電力）⑵イ㈠およびロ㈠にかかわらず，託送供給等約款料金算定規則第29条（卸電力取引所が公表する額に限ります。）にもとづき，30分ごとに算定される金額といたします。 ただし，契約者が特定契約を締結している場合の特例発電バランシンググループに係る発電量調整供給の料金単価は，23（発電量調整受電計画差対応電力）⑵イ㈠およびロ㈠にかかわらず，託送供給等約款料金算定規則附則第３条（卸電力取引所が公表する額に限ります。）にもとづき，30分ごとに算定される金額といたします。 この場合，23（発電量調整受電計画差対応電力）⑵イ㈡およびロ㈡にかかわらず，発電量調整受電計画差対応補給電力料金は，特例発電バランシンググループに係る発電量調整供給およびその他の発電バランシンググループに係る発電量調整供給について，それぞれ23（発電量調整受電計画差対応電力）⑵イ㈡に準じて算定したものの合計とし，発電量調整受電計画差対応余剰電力料金は，特例発電バランシンググ

現　行（2024年10月１日実施）	変　更　後（2025年４月１日実施予定）
ループに係る発電量調整供給およびその他の発電バランシンググループに係る発電量調整供給について，それぞれ23（発電量調整受電計画差対応電力）⑵ロ⑷に準じて算定したものの合計といたします。	ループに係る発電量調整供給およびその他の発電バランシンググループに係る発電量調整供給について，それぞれ23（発電量調整受電計画差対応電力）⑵ロ⑷に準じて算定したものの合計といたします。
ニ　特例発電バランシンググループに係る給電指令時補給電力料金単価は，26（給電指令時補給電力）⑵ニにかかわらず，託送供給等約款料金算定規則第29条（卸電力取引所が公表する額に限ります。）にもとづき，30分ごとに算定される金額といたします。	ニ　特例発電バランシンググループに係る給電指令時補給電力料金単価は，26（給電指令時補給電力）⑵ニにかかわらず，託送供給等約款料金算定規則第29条（卸電力取引所が公表する額に限ります。）にもとづき，30分ごとに算定される金額といたします。
なお，契約者が特定契約を締結している場合の特例発電バランシンググループに係る給電指令時補給電力料金単価は，26（給電指令時補給電力）⑵ニにかかわらず，託送供給等約款料金算定規則附則第３条（卸電力取引所が公表する額に限ります。）にもとづき，30分ごとに算定される金額といたします。ただし，39（給電指令の実施等）⑵ホの場合で，ノンファーム電源に対して出力の抑制を実施したときの給電指令時補給電力料金単価は，39（給電指令の実施等）⑸により補給される電気を使用されているときの翌日取引を行なうための卸電力取引市場における30分ごとの売買取引の価格（売買取引に係る電力の受渡しが連系設備の送電容量等による制限を受けるものとして当社の供給区域において売買取引を行なうものに限ります。）に消費税等相当額を加えた金額とし，当社が30分ごとに設定するものといたします。	なお，契約者が特定契約を締結している場合の特例発電バランシンググループに係る給電指令時補給電力料金単価は，26（給電指令時補給電力）⑵ニにかかわらず，託送供給等約款料金算定規則附則第３条（卸電力取引所が公表する額に限ります。）にもとづき，30分ごとに算定される金額といたします。ただし，39（給電指令の実施等）⑵ホの場合で，ノンファーム電源に対して出力の抑制を実施したときの給電指令時補給電力料金単価は，39（給電指令の実施等）⑸により補給される電気を使用されているときの翌日取引を行なうための卸電力取引市場における30分ごとの売買取引の価格（売買取引に係る電力の受渡しが連系設備の送電容量等による制限を受けるものとして当社の供給区域において売買取引を行なうものに限ります。）に消費税等相当額を加えた金額とし，当社が30分ごとに設定するものといたします。
この場合，26（給電指令時補給電力）⑵ロにかかわらず，給電指令時補給電力料金は，特例発電バランシンググループに係る補給およびその他の発電バランシンググループに係る補給について，それぞれ26（給電指令時補給電力）⑵ロに準じて算定したものの合計といたします。	この場合，26（給電指令時補給電力）⑵ロにかかわらず，給電指令時補給電力料金は，特例発電バランシンググループに係る補給およびその他の発電バランシンググループに係る補給について，それぞれ26（給電指令時補給電力）⑵ロに準じて算定したものの合計といたします。
ホ　インバランスリスク料は，特例発電バランシンググループにおける30分ごとの発電量調整受電電力量にインバランスリスク単価を適用してえられる金額のその１月の合計（合計額が負となる場合は零といたします。）といたします。また，再生可能エネルギー予測誤差対応調整力確保料は，特例発電バランシンググループにおける30分ごとの発電量調整受電電力量に，再生可能エネルギー予測誤差対応単価（再生可能エネルギー特別措置法施行規則に定める再生可能エネルギー予測誤差対応調整力確保に係る単価をいいます。）を適用してえられる金額のその１月の合計といたします。	ホ　インバランスリスク料は，特例発電バランシンググループにおける30分ごとの発電量調整受電電力量にインバランスリスク単価を適用してえられる金額のその１月の合計（合計額が負となる場合は零といたします。）といたします。また，再生可能エネルギー予測誤差対応調整力確保料は，特例発電バランシンググループにおける30分ごとの発電量調整受電電力量に，再生可能エネルギー予測誤差対応単価（再生可能エネルギー特別措置法施行規則に定める再生可能エネルギー予測誤差対応調整力確保に係る単価をいいます。）を適用してえられる金額のその１月の合計といたします。
ヘ　インバランスリスク料および再生可能エネルギー予測誤差対応調整力確保料について必要となるその他の事項については，発電量調整受電計画差対応補給電力料金に準じて次の各項によるものといたします。 ⑴　29（料金の算定期間） ⑵　33（料 金 の 算 定） ⑶　34（支払義務の発生および支払期日） ⑷　35（料金その他の支払方法）	ヘ　インバランスリスク料および再生可能エネルギー予測誤差対応調整力確保料について必要となるその他の事項については，発電量調整受電計画差対応補給電力料金に準じて次の各項によるものといたします。 ⑴　29（料金の算定期間） ⑵　33（料 金 の 算 定） ⑶　34（支払義務の発生および支払期日） ⑷　35（料金その他の支払方法）

現　行（2024年10月１日実施）	変　更　後（2025年４月１日実施予定）
㈱　36（保　　証　　金） ㈲　48（違　　約　　金） ㈳　55（解　　約　　等） ト　当社は，30分ごとの契約者が締結する特定契約または当社もしくは特定送配電事業者との再生可能エネルギー電気卸供給契約に係る発電量調整受電計画電力量を決定し，原則として発電量調整供給実施日の前々日の午後４時までに契約者に通知いたします。 　また，当社は，当該発電量調整受電計画電力量の見直しを行ない，変更後の発電量調整受電計画電力量を決定し，原則として発電量調整供給実施日の前日午前６時までに契約者に再通知いたします。 　なお，契約者は，必要に応じて発電量調整受電計画電力量の決定に必要となる事項に関する文書を当社に提出していただきます。 チ　ローカル系統における電気の潮流が系統安定度等にもとづき算定される運用可能な容量を超過し，または超過するおそれがある場合で，当社がノンファーム電源の出力の抑制に係る通知を発電者または契約者に行なったときは，トにかかわらず，契約者は，発電量調整受電計画電力量の見直しを行なっていただきます。 リ　契約者は，発電量調整供給の実施に先だち，変更後の発電量調整受電計画電力量にもとづき発電計画を所定の様式により電力広域的運営推進機関を通じて当社に通知していただきます。 ヌ　リで定めた計画を変更する必要が生じた場合には，すみやかに当社に通知していただきます。 ル　この料金その他の供給条件の適用を開始した後１年間はこの料金その他の供給条件の適用を継続していただきます。また，この料金その他の供給条件の適用を終了した後１年間はこの料金その他の供給条件を適用いたしません。 ⑹　⑴により発電量調整供給契約を締結する場合において，契約者が当社と再生可能エネルギー電気卸供給契約を締結し，指定した再生可能エネルギー発電設備から電気を調達するときは，契約者の指定する発電バランシンググループ（⑸において，契約者が希望される場合を除きます。）に係る料金および必要となるその他の供給条件は次のとおりといたします。 イ　発電量調整供給に係る料金は，18（料金）⑵にかかわらず，18（料金）⑵に定める料金およびロにより算定されるインバランスリスク料といたします。 ロ　インバランスリスク料は，特例発電バランシンググループにおける30分ごとの発電量調整受電電力量にインバランスリスク単価を適用してえられる金額のその１月の合計（合計額が負となる場合は零といたします。）といたします。 ハ　インバランスリスク料について必要となるその他の事項については，	㈱　36（保　　証　　金） ㈲　48（違　　約　　金） ㈳　55（解　　約　　等） ト　当社は，30分ごとの契約者が締結する特定契約または当社もしくは特定送配電事業者との再生可能エネルギー電気卸供給契約に係る発電量調整受電計画電力量を決定し，原則として発電量調整供給実施日の前々日の午後４時までに契約者に通知いたします。 　また，当社は，当該発電量調整受電計画電力量の見直しを行ない，変更後の発電量調整受電計画電力量を決定し，原則として発電量調整供給実施日の前日午前６時までに契約者に再通知いたします。 　なお，契約者は，必要に応じて発電量調整受電計画電力量の決定に必要となる事項に関する文書を当社に提出していただきます。 チ　ローカル系統における電気の潮流が系統安定度等にもとづき算定される運用可能な容量を超過し，または超過するおそれがある場合で，当社がノンファーム電源の出力の抑制に係る通知を発電者または契約者に行なったときは，トにかかわらず，契約者は，発電量調整受電計画電力量の見直しを行なっていただきます。 リ　契約者は，発電量調整供給の実施に先だち，変更後の発電量調整受電計画電力量にもとづき発電計画を所定の様式により電力広域的運営推進機関を通じて当社に通知していただきます。 ヌ　リで定めた計画を変更する必要が生じた場合には，すみやかに当社に通知していただきます。 ル　この料金その他の供給条件の適用を開始した後１年間はこの料金その他の供給条件の適用を継続していただきます。また，この料金その他の供給条件の適用を終了した後１年間はこの料金その他の供給条件を適用いたしません。 ⑹　⑴により発電量調整供給契約を締結する場合において，契約者が当社と再生可能エネルギー電気卸供給契約を締結し，指定した再生可能エネルギー発電設備から電気を調達するときは，契約者の指定する発電バランシンググループ（⑸において，契約者が希望される場合を除きます。）に係る料金および必要となるその他の供給条件は次のとおりといたします。 イ　発電量調整供給に係る料金は，18（料金）⑵にかかわらず，18（料金）⑵に定める料金およびロにより算定されるインバランスリスク料といたします。 ロ　インバランスリスク料は，特例発電バランシンググループにおける30分ごとの発電量調整受電電力量にインバランスリスク単価を適用してえられる金額のその１月の合計（合計額が負となる場合は零といたします。）といたします。 ハ　インバランスリスク料について必要となるその他の事項については，

現　行（2024年10月１日実施）	変　更　後（2025年４月１日実施予定）
発電量調整受電計画差対応余剰電力料金に準じて次の各項によるものといたします。 (ｲ)　29（料金の算定期間） (ﾛ)　33（料 金 の 算 定） (ﾊ)　34（支払義務の発生および支払期日） (ﾆ)　35（料金その他の支払方法） (7)　(1)により発電量調整供給契約を締結する発電場所（低圧で受電する場合に限ります。）において，イに該当する複数の発電設備等（各発電設備等の出力が10キロワット未満の場合に限ります。また，特定送配電事業者が特定契約を締結する再生可能エネルギー発電設備を除きます。）を使用する発電場所で，契約者または発電契約者から適用の申出がある場合は，当分の間，必要となるその他の供給条件は，ロからホのとおりといたします。 イ　適　　用 次のいずれかに該当する場合に適用いたします。 (ｲ)　特定契約に係る再生可能エネルギー発電設備とそれ以外の発電設備等を設置する発電場所で，特定契約に係る再生可能エネルギー発電設備以外の電気を発電契約者が受電する場合 (ﾛ)　特定契約に係る再生可能エネルギー発電設備を複数設置する発電場所で，契約者が特定契約を締結する再生可能エネルギー発電設備と当社が特定契約を締結する再生可能エネルギー発電設備が混在する場合または当社の再生可能エネルギー電気卸供給約款にもとづき指定した再生可能エネルギー発電設備から電気を調達する場合 ロ　供給および契約の単位 当社は，15（供給および契約の単位）(1)にかかわらず，１発電場所について１系統連系受電サービスを適用（当社が特定契約を締結している場合〔発電契約者が発電者との間で電力受給に関する契約を締結している場合を除きます。〕を除きます。）し，１電気方式，１引込，２計量をもって発電量調整供給を行ないます。この場合，当該発電場所に係る発電バランシンググループは，計量区分ごとに発電バランシンググループを設定していただきます。 ハ　計　　量 当社は，30（計量）(1)にかかわらず，発電量調整受電電力量は，受電地点ごとに取り付けた記録型等計量器および複数の発電設備等を区分するために取り付けた記録型等計量器により，受電電圧と同位の電圧で，30分単位で計量いたします。また，受電地点に取り付けた記録型等計量器で計量された電力量と複数の発電設備等を区分するために取り付けた記録型等計量器で計量された電力量の差し引きにより，30分ごとに，発電バランシンググループごとに，電力量を仕訳いたします。この場合，31（電力および電力量の算定）の電力および電力量の	発電量調整受電計画差対応余剰電力料金に準じて次の各項によるものといたします。 (ｲ)　29（料金の算定期間） (ﾛ)　33（料 金 の 算 定） (ﾊ)　34（支払義務の発生および支払期日） (ﾆ)　35（料金その他の支払方法） (7)　(1)により発電量調整供給契約を締結する発電場所（低圧で受電する場合に限ります。）において，イに該当する複数の発電設備等（各発電設備等の出力が10キロワット未満の場合に限ります。また，特定送配電事業者が特定契約を締結する再生可能エネルギー発電設備を除きます。）を使用する発電場所で，契約者または発電契約者から適用の申出がある場合は，当分の間，必要となるその他の供給条件は，ロからホのとおりといたします。 イ　適　　用 次のいずれかに該当する場合に適用いたします。 (ｲ)　特定契約に係る再生可能エネルギー発電設備とそれ以外の発電設備等を設置する発電場所で，特定契約に係る再生可能エネルギー発電設備以外の電気を発電契約者が受電する場合 (ﾛ)　特定契約に係る再生可能エネルギー発電設備を複数設置する発電場所で，契約者が特定契約を締結する再生可能エネルギー発電設備と当社が特定契約を締結する再生可能エネルギー発電設備が混在する場合または当社の再生可能エネルギー電気卸供給約款にもとづき指定した再生可能エネルギー発電設備から電気を調達する場合 ロ　供給および契約の単位 当社は，15（供給および契約の単位）(1)にかかわらず，１発電場所について１系統連系受電サービスを適用（当社が特定契約を締結している場合〔発電契約者が発電者との間で電力受給に関する契約を締結している場合を除きます。〕を除きます。）し，１電気方式，１引込，２計量をもって発電量調整供給を行ないます。この場合，当該発電場所に係る発電バランシンググループは，計量区分ごとに発電バランシンググループを設定していただきます。 ハ　計　　量 当社は，30（計量）(1)にかかわらず，発電量調整受電電力量は，受電地点ごとに取り付けた記録型等計量器および複数の発電設備等を区分するために取り付けた記録型等計量器により，受電電圧と同位の電圧で，30分単位で計量いたします。また，受電地点に取り付けた記録型等計量器で計量された電力量と複数の発電設備等を区分するために取り付けた記録型等計量器で計量された電力量の差し引きにより，30分ごとに，発電バランシンググループごとに，電力量を仕訳いたします。この場合，31（電力および電力量の算定）の電力および電力量の

現　行（2024年10月１日実施）	変　更　後（2025年４月１日実施予定）
算定上，仕訳後の電力量を受電地点で計量された電力量とみなします。	算定上，仕訳後の電力量を受電地点で計量された電力量とみなします。
ニ　38（託送供給等の実施）⑶ホは，適用いたしません。	ニ　38（託送供給等の実施）⑶ホは，適用いたしません。
ホ　イの適用を廃止しようとされる場合またはイの適用に該当しなくなった場合は，当該発電場所に係る取扱いを終了させるための適当な処置を行ないます。	ホ　イの適用を廃止しようとされる場合またはイの適用に該当しなくなった場合は，当該発電場所に係る取扱いを終了させるための適当な処置を行ないます。
なお，必要に応じて契約者，発電契約者および発電者に協力していただきます。	なお，必要に応じて契約者，発電契約者および発電者に協力していただきます。
⑻　契約者が化石燃料を混焼するバイオマス発電設備から契約者が締結する特定契約に係る電気を受電する場合，当該バイオマス発電設備に係る発電量調整受電電力量は，次のとおりといたします。	⑻　契約者が化石燃料を混焼するバイオマス発電設備から契約者が締結する特定契約に係る電気を受電する場合，当該バイオマス発電設備に係る発電量調整受電電力量は，次のとおりといたします。
イ　特例発電バランシンググループに係る発電量調整受電電力量は，当該バイオマス発電設備の受電地点で30分ごとに計量された電力量に，当該バイオマス発電設備のバイオマス比率（発電により得られる電気の量に占めるバイオマスを変換して得られる電気の量の割合をいい，特定契約の料金の算定期間ごとに算定される値といたします。）を乗じてえた値とし，30分ごとに算定いたします。	イ　特例発電バランシンググループに係る発電量調整受電電力量は，当該バイオマス発電設備の受電地点で30分ごとに計量された電力量に，当該バイオマス発電設備のバイオマス比率（発電により得られる電気の量に占めるバイオマスを変換して得られる電気の量の割合をいい，特定契約の料金の算定期間ごとに算定される値といたします。）を乗じてえた値とし，30分ごとに算定いたします。
ロ　契約者は，当該バイオマス発電設備の受電地点において他の特例発電バランシンググループに係る発電量調整供給契約等と同一計量する場合は，イの電力量の仕訳に係る順位を，38（託送供給等の実施）⑶ホに準じて電力広域的運営推進機関を通じて当社に通知していただきます。	ロ　契約者は，当該バイオマス発電設備の受電地点において他の特例発電バランシンググループに係る発電量調整供給契約等と同一計量する場合は，イの電力量の仕訳に係る順位を，38（託送供給等の実施）⑶ホに準じて電力広域的運営推進機関を通じて当社に通知していただきます。
ハ　イのバイオマス比率は，算定後すみやかに契約者から当社に通知していただきます。この場合，当社は，必要に応じて，バイオマス比率の算定根拠に関する文書を契約者から提出していただきます。	ハ　イのバイオマス比率は，算定後すみやかに契約者から当社に通知していただきます。この場合，当社は，必要に応じて，バイオマス比率の算定根拠に関する文書を契約者から提出していただきます。
ニ　特例発電バランシンググループと同一計量する発電バランシンググループに係る発電量調整受電電力量は，当該バイオマス発電設備の受電地点で計量された30分ごとの電力量からイおよびロにより算定された特例発電バランシンググループに係る30分ごとの発電量調整受電電力量を差し引いた値にもとづき，本則に準じて算定いたします。	ニ　特例発電バランシンググループと同一計量する発電バランシンググループに係る発電量調整受電電力量は，当該バイオマス発電設備の受電地点で計量された30分ごとの電力量からイおよびロにより算定された特例発電バランシンググループに係る30分ごとの発電量調整受電電力量を差し引いた値にもとづき，本則に準じて算定いたします。
⑼　その他の事項については，発電契約者および発電者の場合に準ずるものといたします。	⑼　その他の事項については，発電契約者および発電者の場合に準ずるものといたします。
５　離島についての特別措置	**５　離島についての特別措置**
⑴　系統連系受電サービス料金	⑴　系統連系受電サービス料金
イ　電気事業法第２条第１項第８号イに定める離島（以下「離島」といいます。）における系統連系受電サービス料金の基本料金は，22（系統連系受電サービス）⑶イにかかわらず，次のとおりといたします。	イ　電気事業法第２条第１項第８号イに定める離島（以下「離島」といいます。）における系統連系受電サービス~~料金~~の基本料金は，22（系統連系受電サービス）⑶イにかかわらず，次のとおりといたします。

現　行（2024年10月１日実施）	変　更　後（2025年４月１日実施予定）

系統連系受電課金対象電力１キロワットにつき	ロ(イ)に定める離島	７９円５７銭
	ロ(ロ)に定める離島	７９円５３銭

ロ　離　　島

(イ)　特別高圧系統のある離島

対馬島，海栗島，泊島，赤島，沖ノ島，島山島，壱岐島，若宮島，原島，長島，大島，種子島，奄美大島，加計呂麻島，与路島，請島，馬毛島

(ロ)　特別高圧系統のない離島

小呂島，上甑島，中甑島，下甑島，竹島，硫黄島，黒島，口之島，中之島，平島，諏訪之瀬島，悪石島，小宝島，宝島，屋久島，口永良部島，喜界島，徳之島，沖永良部島，与論島

(2)　発電量調整受電計画差対応補給電力料金単価等

離島における発電量調整受電計画差対応補給電力料金単価，接続対象計画差対応補給電力料金単価，需要抑制量調整受電計画差対応補給電力料金単価または給電指令時補給電力料金単価については，23（発電量調整受電計画差対応電力）(2)イ(ハ)，24（接続対象計画差対応電力）(2)イ(ハ)，25（需要抑制量調整受電計画差対応電力）(2)イ(ハ)，26（給電指令時補給電力）(1)ニまたは(2)ニにかかわらず，次のとおりといたします。

１キロワット時につき	４５円６０銭

ただし，当社が指定する要件を有する発電設備等またはファーム電源であって別途当社と給電指令時補給電力料金に関する契約を締結する設備に係る給電指令時補給電力料金単価は，当該契約によるものといたします。

(3)　発電量調整受電計画差対応余剰電力料金単価等

離島における発電量調整受電計画差対応余剰電力料金単価，接続対象計画差対応余剰電力料金単価または需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力料金単価については，23（発電量調整受電計画差対応電力）(2)ロ(ハ)，24（接続対象計画差対応電力）(2)ロ(ハ)または25（需要抑制量調整受電計画差対応電力）(2)ロ(ハ)にかかわらず，次のとおりといたします。

１キロワット時につき	１７円７９銭

系統連系受電課金対象電力１キロワットにつき	ロ(イ)に定める離島	７９円５７銭
	ロ(ロ)に定める離島	７９円５３銭

ロ　離　　島

(イ)　特別高圧系統のある離島

対馬島，海栗島，泊島，赤島，沖ノ島，島山島，壱岐島，若宮島，原島，長島，大島，種子島，奄美大島，加計呂麻島，与路島，請島，馬毛島

(ロ)　特別高圧系統のない離島

小呂島，上甑島，中甑島，下甑島，竹島，硫黄島，黒島，口之島，中之島，平島，諏訪之瀬島，悪石島，小宝島，宝島，屋久島，口永良部島，喜界島，徳之島，沖永良部島，与論島

(2)　発電量調整受電計画差対応補給電力料金単価等

離島における発電量調整受電計画差対応補給電力料金単価，接続対象計画差対応補給電力料金単価，需要抑制量調整受電計画差対応補給電力料金単価または給電指令時補給電力料金単価については，23（発電量調整受電計画差対応電力）(2)イ(ハ)，24（接続対象計画差対応電力）(2)イ(ハ)，25（需要抑制量調整受電計画差対応電力）(2)イ(ハ)，26（給電指令時補給電力）(1)ニまたは(2)ニにかかわらず，次のとおりといたします。

１キロワット時につき	４５円６０銭

ただし，当社が指定する要件を有する発電設備等またはファーム電源であって別途当社と給電指令時補給電力料金に関する契約を締結する設備に係る給電指令時補給電力料金単価は，当該契約によるものといたします。

(3)　発電量調整受電計画差対応余剰電力料金単価等

離島における発電量調整受電計画差対応余剰電力料金単価，接続対象計画差対応余剰電力料金単価または需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力料金単価については，23（発電量調整受電計画差対応電力）(2)ロ(ハ)，24（接続対象計画差対応電力）(2)ロ(ハ)または25（需要抑制量調整受電計画差対応電力）(2)ロ(ハ)にかかわらず，次のとおりといたします。

１キロワット時につき	１７円７９銭

現　行（2024年10月１日実施）	変　更　後（2025年４月１日実施予定）
９　損害賠償の免責についての特別措置（再生可能エネルギー発電設備） 発電者が再生可能エネルギー特別措置法附則第４条第１項に定める旧特定供給者に該当する場合で，39（給電指令の実施等）によって発電者の発電を制限し，または中止したことにより，発電者が損害（再生可能エネルギー特別措置法施行規則第14条第８号トにおいて特定契約申込者が補償を求めることができるとされている場合の損害に限ります。）を受けたときは，49（損害賠償の免責）⑵にかかわらず，発電契約者のお求めに応じ，当社は，当該損害について，再生可能エネルギー特別措置法施行規則第14条第８号トに定める額を限度として，補償するものといたします。 なお，当社は，同一の原因により発電契約者または発電者の受けた当該損害について，賠償の責めを負いません。	**９　損害賠償の免責についての特別措置（再生可能エネルギー発電設備）** 発電者が再生可能エネルギー特別措置法附則第４条第１項に定める旧特定供給者に該当する場合で，39（給電指令の実施等）によって発電者の発電もしくは放電を制限し，または中止したことにより，発電者が損害（再生可能エネルギー特別措置法施行規則第14条第８号トにおいて特定契約申込者が補償を求めることができるとされている場合の損害に限ります。）を受けたときは，49（損害賠償の免責）⑵にかかわらず，発電契約者のお求めに応じ，当社は，当該損害について，再生可能エネルギー特別措置法施行規則第14条第８号トに定める額を限度として，補償するものといたします。 なお，当社は，同一の原因により発電契約者または発電者の受けた当該損害について，賠償の責めを負いません。
11　発電量調整供給開始に至らないで発電量調整供給契約を廃止または変更される場合の費用の申受け（電源接続案件募集プロセス） 供給設備の一部または全部を施設した後，発電契約者または発電者の都合によって発電量調整供給の開始に至らないで発電量調整供給契約を廃止または変更される場合等で，発電契約者との間で電源接続案件募集プロセスにもとづき入札保証金および工事費負担金補償金等を定めるときは，72（供給開始に至らないで契約を廃止または変更される場合の費用の申受け）⑵ただし書にかかわらず，供給設備の工事を行なう前であっても，原則としてその金額を発電契約者から申し受けます。	**11　発電量調整供給開始に至らないで発電量調整供給契約を廃止または変更される場合の費用の申受け（電源接続案件募集プロセス）** 供給設備の一部または全部を施設した後，発電契約者または発電者の都合によって発電量調整供給の開始に至らないで発電量調整供給契約を廃止または変更される場合等で，発電契約者との間で電源接続案件募集プロセスにもとづき入札保証金および工事費負担金補償金等を定めるときは，72（供給開始に至らないで契約を廃止または変更される場合等の費用の申受け）⑵ただし書にかかわらず，供給設備の工事を行なう前であっても，原則としてその金額を発電契約者から申し受けます。
12　軽負荷期等における電気の使用に係る特別措置 ⑴　需要者の発電設備の停止または出力の抑制により生じた不足電力の補給にあてるための電気を使用される場合における特別措置 イに定める適用範囲に該当する接続供給契約で，あらかじめ契約者からこの特別措置の適用の申出がある場合の料金および必要となるその他の供給条件は，当分の間，次のとおりといたします。 イ　適　用　範　囲 契約者が次の時間帯に，19（接続送電サービス）⑵ニによって接続送電サービス契約電力を定める供給地点において，需要者の発電設備の停止または出力の抑制により生じた不足電力の補給にあてるための電気を使用する場合に適用いたします。 ⑷　軽負荷期（毎年４月１日から５月31日までおよび10月１日から11月30日までの期間をいいます。）における毎日午前８時から午後４時までの時間 ⑸　その他期（軽負荷期以外の期間をいいます。）における土曜日，日曜日，「国民の祝日に関する法律」に規定する休日，１月２日，１月３日，12月30日および12月31日の午前８時から午後４時までの	**12　軽負荷期等における電気の使用に係る特別措置** ⑴　需要者の発電設備の停止または出力の抑制により生じた不足電力の補給にあてるための電気を使用される場合における特別措置 イに定める適用範囲に該当する接続供給契約で，あらかじめ契約者からこの特別措置の適用の申出がある場合の料金および必要となるその他の供給条件は，当分の間，次のとおりといたします。 イ　適　用　範　囲 契約者が次の時間帯に，19（接続送電サービス）⑵ニによって接続送電サービス契約電力を定める供給地点において，需要者の発電設備の停止または出力の抑制により生じた不足電力の補給にあてるための電気を使用する場合に適用いたします。 ⑷　軽負荷期（毎年４月１日から５月31日までおよび10月１日から11月30日までの期間をいいます。）における毎日午前８時から午後４時までの時間 ⑸　その他期（軽負荷期以外の期間をいいます。）における土曜日，日曜日，「国民の祝日に関する法律」に規定する休日，１月２日，１月３日，12月30日および12月31日の午前８時から午後４時までの

現　行（2024年10月１日実施）	変　更　後（2025年４月１日実施予定）
時間	時間
㈠　再生可能エネルギー発電設備出力抑制対象時間（当社が再生可能エネルギー発電設備の出力抑制の可能性または出力抑制の要請を公表した場合における当該出力抑制の対象となる時間帯をいいます。）	㈠　再生可能エネルギー発電設備出力抑制対象時間（当社が再生可能エネルギー発電設備の出力抑制の可能性または出力抑制の要請を公表した場合における当該出力抑制の対象となる時間帯をいいます。）
ロ　特別措置の適用申込みおよび使用の申出	ロ　特別措置の適用申込みおよび使用の申出
㈠　契約者は，この特別措置の適用を希望する供給地点に係る事項（需要者の名称，需要場所〔供給地点特定番号を含みます。〕）を明らかにして，当社所定の様式により，申込みをしていただきます。	㈠　契約者は，この特別措置の適用を希望する供給地点に係る事項（需要者の名称，需要場所〔供給地点特定番号を含みます。〕）を明らかにして，当社所定の様式により，申込みをしていただきます。
㈡　原則として，当社が指定する期限までに，使用の申出をしていただきます。	㈡　原則として，当社が指定する期限までに，使用の申出をしていただきます。
㈢　15（供給および契約の単位）⑵ロによって当社が分割接続供給を行なう場合で，この特別措置の適用を希望され，需要者の発電設備の停止または出力の抑制により生じた不足電力の補給にあてるための電気を使用されるときは，あらかじめ双方の契約者で協議のうえ，㈠および㈡に準じて，申込みおよび申出をしていただきます。	㈢　15（供給および契約の単位）⑵ロによって当社が分割接続供給を行なう場合で，この特別措置の適用を希望され，需要者の発電設備の停止または出力の抑制により生じた不足電力の補給にあてるための電気を使用されるときは，あらかじめ双方の契約者で協議のうえ，㈠および㈡に準じて，申込みおよび申出をしていただきます。
ハ　接続送電サービス契約電力	ハ　接続送電サービス契約電力
接続送電サービス契約電力は，19（接続送電サービス）⑵ニによって定めた値といたします。	接続送電サービス契約電力は，19（接続送電サービス）⑵ニによって定めた値といたします。
なお，19（接続送電サービス）⑵ニの不足電力の補給にあてるための電気の供給分以外の供給分の算定上，この特別措置により電気を使用されたその１月の最大需要電力等は，その１月の最大需要電力等から19（接続送電サービス）⑵ニの不足電力の補給の供給分につき，契約者と当社との協議によって定めた値を差し引いたものといたします。	なお，19（接続送電サービス）⑵ニの不足電力の補給にあてるための電気の供給分以外の供給分の算定上，この特別措置により電気を使用されたその１月の最大需要電力等は，その１月の最大需要電力等から19（接続送電サービス）⑵ニの不足電力の補給の供給分につき，契約者と当社との協議によって定めた値を差し引いたものといたします。
ニ　接続送電サービス料金	ニ　接続送電サービス料金
この特別措置により電気を使用したときの基本料金は，19（接続送電サービス）⑶ロ㈠ｃ(a)，㈡ｃ(a)，ハ㈠ｃ(a)または㈡ｃ(a)における需要者の発電設備の検査，補修または事故により生じた不足電力の補給にあてるための電気をまったく使用しないときに準じて算定いたします。ただし，その１月にこの特別措置により電気を使用し，かつ，需要者の発電設備の検査，補修または事故により生じた不足電力の補給にあてるための電気を使用したときの基本料金は，19（接続送電サービス）⑶ロ㈠ｃ(a)，㈡ｃ(a)，ハ㈠ｃ(a)または㈡ｃ(a)に準じて算定いたします。	この特別措置により電気を使用したときの基本料金は，19（接続送電サービス）⑶ロ㈠ｃ(a)，㈡ｃ(a)，ハ㈠ｃ(a)または㈡ｃ(a)における需要者の発電設備の検査，補修または事故により生じた不足電力の補給にあてるための電気をまったく使用しないときに準じて算定いたします。ただし，その１月にこの特別措置により電気を使用し，かつ，需要者の発電設備の検査，補修または事故により生じた不足電力の補給にあてるための電気を使用したときの基本料金は，19（接続送電サービス）⑶ロ㈠ｃ(a)，㈡ｃ(a)，ハ㈠ｃ(a)または㈡ｃ(a)に準じて算定いたします。
ホ　そ　の　他	ホ　そ　の　他
㈠　当社は，契約者との間で，この特別措置の適用に必要となる事項について，別途覚書を締結することがあります。	㈠　当社は，契約者との間で，この特別措置の適用に必要となる事項について，別途覚書を締結することがあります。
㈡　当社は，電気の需給状況その他によってやむをえない場合には，この特別措置の適用をしないことがあります。	㈡　当社は，電気の需給状況その他によってやむをえない場合には，この特別措置の適用をしないことがあります。
⑵　１年を通じての最大需要電力等が負荷移行先時間に発生する場合の取	⑵　１年を通じての最大需要電力等が負荷移行先時間に発生する場合の取

現　行（2024年10月１日実施）	変　更　後（2025年４月１日実施予定）
扱いについての特別措置 イ　19（接続送電サービス）⑷の適用を受ける供給地点において，需要者が土曜日もしくは軽負荷期における平日の昼間時間または再生可能エネルギー発電設備出力抑制対象時間に負荷移行を行ない，１年を通じての最大需要電力等が負荷移行先時間（夜間時間，土曜日，軽負荷期における平日の昼間時間および再生可能エネルギー発電設備出力抑制対象時間をいいます。）に発生する場合で，契約者と当社との協議が整ったときのその供給地点の各月の接続送電サービス料金は，当分の間，19（接続送電サービス）⑷にかかわらず，19（接続送電サービス）⑶によって算定された金額から⑴によって算定されたピークシフト割引額を差し引いたものといたします。 ⑴　ピークシフト割引額 ピークシフト割引額は，19（接続送電サービス）⑷イに準じて算定された金額といたします。この場合，19（接続送電サービス）⑷イにいうロのピークシフト電力は，⑵のピークシフト電力といたします。 ⑵　ピークシフト電力 ピークシフト電力は，その需要者の接続送電サービス契約電力からその需要者の１年を通じての負荷移行元時間（負荷移行先時間以外の時間をいいます。）における接続供給電力の最大値を差し引いた値を上限として，負荷移行先時間に移行する負荷設備の容量（キロワット）等にもとづき，あらかじめ契約者と当社との協議によって定めます。 なお，分割接続供給の場合は，それぞれの契約者に係るピークシフト電力とあわせて，33（料金の算定）⑾にもとづき料金の調整を行なうために，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用したときのピークシフト電力を，あらかじめ双方の契約者と当社との協議によって定めます。 また，各月の負荷移行元時間における接続供給電力の最大値の実績等から，ピークシフト電力が不適当と認められる場合には，すみやかにピークシフト電力を適正なものに変更していただきます。 ⑶　１年を通じて負荷移行先時間に最大需要電力等が発生しないことが明らかになった場合等については，本取扱いの適用をただちに解消いたします。 なお，それが19（接続送電サービス）⑷の取扱いの適用後１年に満たない場合は，既に適用したピークシフト割引額（19〔接続送電サービス〕⑷によって適用したピークシフト割引額を含みます。）の合計金額を本取扱いの適用が解消された月の接続送電サービス料金に加算したものをその月の接続送電サービス料金として算定いたします。	扱いについての特別措置 イ　19（接続送電サービス）⑷の適用を受ける供給地点において，需要者が土曜日もしくは軽負荷期における平日の昼間時間または再生可能エネルギー発電設備出力抑制対象時間に負荷移行を行ない，１年を通じての最大需要電力等が負荷移行先時間（夜間時間，土曜日，軽負荷期における平日の昼間時間および再生可能エネルギー発電設備出力抑制対象時間をいいます。）に発生する場合で，契約者と当社との協議が整ったととのったときのその供給地点の各月の接続送電サービス料金は，当分の間，19（接続送電サービス）⑷にかかわらず，19（接続送電サービス）⑶によって算定された金額から⑴によって算定されたピークシフト割引額を差し引いたものといたします。 ⑴　ピークシフト割引額 ピークシフト割引額は，19（接続送電サービス）⑷イに準じて算定された金額といたします。この場合，19（接続送電サービス）⑷イにいうロのピークシフト電力は，⑵のピークシフト電力といたします。 ⑵　ピークシフト電力 ピークシフト電力は，その需要者の接続送電サービス契約電力からその需要者の１年を通じての負荷移行元時間（負荷移行先時間以外の時間をいいます。）における接続供給電力の最大値を差し引いた値を上限として，負荷移行先時間に移行する負荷設備の容量（キロワット）等にもとづき，あらかじめ契約者と当社との協議によって定めます。 なお，分割接続供給の場合は，それぞれの契約者に係るピークシフト電力とあわせて，33（料金の算定）⑾にもとづき料金の調整を行なうために，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用したときのピークシフト電力を，あらかじめ双方の契約者と当社との協議によって定めます。 また，各月の負荷移行元時間における接続供給電力の最大値の実績等から，ピークシフト電力が不適当と認められる場合には，すみやかにピークシフト電力を適正なものに変更していただきます。 ⑶　１年を通じて負荷移行先時間に最大需要電力等が発生しないことが明らかになった場合等については，本取扱いの適用をただちに解消いたします。 なお，それが19（接続送電サービス）⑷の取扱いの適用後１年に満たない場合は，既に適用したピークシフト割引額（19〔接続送電サービス〕⑷によって適用したピークシフト割引額を含みます。）の合計金額を本取扱いの適用が解消された月の接続送電サービス料金に加算したものをその月の接続送電サービス料金として算定いたします。

現　行（2024年10月１日実施）	変　更　後（2025年４月１日実施予定）
㈡　この特別措置の適用にともない，19（接続送電サービス）⑷ハに該当する場合であっても，19（接続送電サービス）⑷ハに定める適用後１年に満たない場合の取扱いは適用いたしません。	㈡　この特別措置の適用にともない，19（接続送電サービス）⑷ハに該当する場合であっても，19（接続送電サービス）⑷ハに定める適用後１年に満たない場合の取扱いは適用いたしません。
ロ　高圧または特別高圧で供給する場合で，需要者が負荷移行元時間から負荷移行先時間への負荷移行を行なった結果，１年を通じての最大需要電力等が負荷移行先時間に発生し，かつ，契約者が標準接続送電サービスまたは時間帯別接続送電サービスの適用を受け，契約者と当社との協議が整ったときのその供給地点の各月の接続送電サービス料金は，当分の間，19（接続送電サービス）⑶によって算定された金額から⑷によって算定されたピークシフト割引額を差し引いたものといたします。	ロ　高圧または特別高圧で供給する場合で，需要者が負荷移行元時間から負荷移行先時間への負荷移行を行なった結果，１年を通じての最大需要電力等が負荷移行先時間に発生し，かつ，契約者が標準接続送電サービスまたは時間帯別接続送電サービスの適用を受け，契約者と当社との協議が整ったととのったときのその供給地点の各月の接続送電サービス料金は，当分の間，19（接続送電サービス）⑶によって算定された金額から⑷によって算定されたピークシフト割引額を差し引いたものといたします。
⑷　ピークシフト割引額 ピークシフト割引額は，19（接続送電サービス）⑷イに準じて算定された金額といたします。この場合，19（接続送電サービス）⑷イにいうロのピークシフト電力は，㈤のピークシフト電力といたします。	⑷　ピークシフト割引額 ピークシフト割引額は，19（接続送電サービス）⑷イに準じて算定された金額といたします。この場合，19（接続送電サービス）⑷イにいうロのピークシフト電力は，㈤のピークシフト電力といたします。
㈤　ピークシフト電力 ピークシフト電力は，需要者の負荷移行により負荷移行元時間から負荷移行先時間に移行された増分電力をいい，その需要者の接続送電サービス契約電力からその需要者の１年を通じての負荷移行元時間における接続供給電力の最大値を差し引いた値を上限として，負荷移行先時間に移行する負荷設備の容量（キロワット）等にもとづき，あらかじめ契約者と当社との協議によって定めます。 なお，分割接続供給の場合は，それぞれの契約者に係るピークシフト電力とあわせて，33（料金の算定）⑾にもとづき料金の調整を行なうために，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用したときのピークシフト電力を，あらかじめ双方の契約者と当社との協議によって定めます。 また，各月の負荷移行元時間における接続供給電力の最大値の実績等から，ピークシフト電力が不適当と認められる場合には，すみやかにピークシフト電力を適正なものに変更していただきます。	㈤　ピークシフト電力 ピークシフト電力は，需要者の負荷移行により負荷移行元時間から負荷移行先時間に移行された増分電力をいい，その需要者の接続送電サービス契約電力からその需要者の１年を通じての負荷移行元時間における接続供給電力の最大値を差し引いた値を上限として，負荷移行先時間に移行する負荷設備の容量（キロワット）等にもとづき，あらかじめ契約者と当社との協議によって定めます。 なお，分割接続供給の場合は，それぞれの契約者に係るピークシフト電力とあわせて，33（料金の算定）⑾にもとづき料金の調整を行なうために，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用したときのピークシフト電力を，あらかじめ双方の契約者と当社との協議によって定めます。 また，各月の負荷移行元時間における接続供給電力の最大値の実績等から，ピークシフト電力が不適当と認められる場合には，すみやかにピークシフト電力を適正なものに変更していただきます。
㈥　１年を通じて負荷移行先時間に最大需要電力等が発生しないことが明らかになった場合等については，本取扱いの適用をただちに解消いたします。 なお，それが本取扱い適用後１年に満たない場合は，既に適用したピークシフト割引額の合計金額を本取扱いの適用が解消された月の接続送電サービス料金に加算したものをその月の接続送電サービス料金として算定いたします。	㈥　１年を通じて負荷移行先時間に最大需要電力等が発生しないことが明らかになった場合等については，本取扱いの適用をただちに解消いたします。 なお，それが本取扱い適用後１年に満たない場合は，既に適用したピークシフト割引額の合計金額を本取扱いの適用が解消された月の接続送電サービス料金に加算したものをその月の接続送電サービス料金として算定いたします。
ハ　附則３（揚水発電設備等が設置された需要場所に接続供給を行なう場合の特別措置）の適用を受け，かつ，イまたはロの適用を受ける場	ハ　附則３（揚水発電設備等が設置された需要場所に接続供給を行なう場合の特別措置）の適用を受け，かつ，イまたはロの適用を受ける場

現　行（2024年10月１日実施）	変　更　後（2025年４月１日実施予定）
合のピークシフト電力は，附則３（揚水発電設備等が設置された需要場所に接続供給を行なう場合の特別措置）⑵ロまたはイ㈡もしくはロ㈡にかかわらず，その需要者の接続送電サービス契約電力からその需要者の１年を通じての負荷移行元時間における接続供給電力の最大値を差し引いた値を上限として，負荷移行先時間に移行する負荷設備の容量（キロワット），揚水最大電力等およびその他最大電力等ならびに揚水等損失率等にもとづき，あらかじめ契約者と当社との協議によって定めます。 なお，分割接続供給の場合は，それぞれの契約者に係るピークシフト電力とあわせて，33（料金の算定）㈣にもとづき料金の調整を行なうために，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用したときのピークシフト電力を，あらかじめ双方の契約者と当社との協議によって定めます。 また，各月の負荷移行元時間における接続供給電力の最大値の実績等から，ピークシフト電力が不適当と認められる場合には，すみやかにピークシフト電力を適正なものに変更していただきます。	合のピークシフト電力は，附則３（揚水発電設備等が設置された需要場所に接続供給を行なう場合の特別措置）⑵ロまたはイ㈡もしくはロ㈡にかかわらず，その需要者の接続送電サービス契約電力からその需要者の１年を通じての負荷移行元時間における接続供給電力の最大値を差し引いた値を上限として，負荷移行先時間に移行する負荷設備の容量（キロワット），揚水最大電力等およびその他最大電力等ならびに揚水等損失率等にもとづき，あらかじめ契約者と当社との協議によって定めます。 なお，分割接続供給の場合は，それぞれの契約者に係るピークシフト電力とあわせて，33（料金の算定）㈣にもとづき料金の調整を行なうために，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用したときのピークシフト電力を，あらかじめ双方の契約者と当社との協議によって定めます。 また，各月の負荷移行元時間における接続供給電力の最大値の実績等から，ピークシフト電力が不適当と認められる場合には，すみやかにピークシフト電力を適正なものに変更していただきます。
15　バランシンググループの設定に係る特別措置 契約者，発電契約者または需要抑制契約者が配電事業者（当社供給区域内において事業を営むものに限ります。）の供給区域において配電事業者の託送供給等約款（電気事業法第27条の12の11第１項にもとづき配電事業者が経済産業大臣に届け出たものをいい，電気事業法第27条の12の11第２項ただし書にもとづき経済産業大臣の承認を受けた料金その他の供給条件を含みます。以下「配電事業者の約款」といいます。）により託送供給または電力量調整供給を受ける場合で，当該配電事業者の配電事業に係る業務の一部（発電量調整受電計画差対応電力，接続対象計画差対応電力および需要抑制量調整受電計画差対応電力の不足電力の補給または送電超過分電力もしくは抑制超過分電力の購入ならびに給電指令等により生じた不足電力の補給に係る業務といたします。）について，当該配電事業者と当社との間で受委託に関する契約を締結し，かつ，契約者，発電契約者または需要抑制契約者が当該配電事業者の供給区域における需要場所または発電場所（調整電源に該当する発電場所を除きます。）をこの約款で設定する需要バランシンググループ，発電バランシンググループまたは需要抑制バランシンググループに属することを希望されるときの料金および必要となるその他の供給条件は，当分の間，次のとおりといたします。 ⑴　代表契約者の選任 契約者および配電事業者の約款に定める契約者が複数となる場合で，１需要バランシンググループを設定することを希望されるときは，次のとおりとしていただきます。 イ　４（代表契約者の選任）にかかわらず，自己等への電気の供給の用	**15　バランシンググループの設定に係る特別措置** 契約者，発電契約者または需要抑制契約者が配電事業者（当社供給区域内において事業を営むものに限ります。）の供給区域において配電事業者の託送供給等約款（電気事業法第27条の12の11第１項にもとづき配電事業者が経済産業大臣に届け出たものをいい，電気事業法第27条の12の11第２項ただし書にもとづき経済産業大臣の承認を受けた料金その他の供給条件を含みます。以下「配電事業者の約款」といいます。）により託送供給または電力量調整供給を受ける場合で，当該配電事業者の配電事業に係る業務の一部（発電量調整受電計画差対応電力，接続対象計画差対応電力および需要抑制量調整受電計画差対応電力の不足電力の補給または送電超過分電力もしくは抑制超過分電力の購入ならびに給電指令等により生じた不足電力の補給に係る業務といたします。）について，当該配電事業者と当社との間で受委託に関する契約を締結し，かつ，契約者，発電契約者または需要抑制契約者が当該配電事業者の供給区域における需要場所または発電場所（調整電源に該当する発電場所を除きます。）をこの約款で設定する需要バランシンググループ，発電バランシンググループまたは需要抑制バランシンググループに属することを希望されるときの料金および必要となるその他の供給条件は，当分の間，次のとおりといたします。 ⑴　代表契約者の選任 契約者および配電事業者の約款に定める契約者が複数となる場合で，１需要バランシンググループを設定することを希望されるときは，次のとおりとしていただきます。 イ　４（代表契約者の選任）にかかわらず，自己等への電気の供給の用

現　行（2024年10月１日実施）	変　更　後（2025年４月１日実施予定）
に供するための接続供給契約の場合を除き，１需要バランシンググループを設定することを希望されるすべての者がこの約款にもとづいて当社と接続供給契約を締結するものとし，１接続供給契約における契約者を複数としていただきます。この場合，当該接続供給契約においては１需要バランシンググループを設定するものとし，この約款に関する当社との協議および接続供給の実施に関する事項についての権限を複数の契約者全員から委任された契約者を，代表契約者としてあらかじめ選任していただき，かつ，契約者が行なう，当社との手続きおよび協議，この約款に定める金銭債務の支払い等は，代表契約者を通じて行なっていただきます。また，当社は，契約者との協議および契約者への通知を代表契約者に対して行ないます。ただし，当社は，必要に応じて，代表契約者以外の契約者と，協議等をさせていただくことがあります。	に供するための接続供給契約の場合を除き，１需要バランシンググループを設定することを希望されるすべての者がこの約款にもとづいて当社と接続供給契約を締結するものとし，１接続供給契約における契約者を複数としていただきます。この場合，当該接続供給契約においては１需要バランシンググループを設定するものとし，この約款に関する当社との協議および接続供給の実施に関する事項についての権限を複数の契約者全員から委任された契約者を，代表契約者としてあらかじめ選任していただき，かつ，契約者が行なう，当社との手続きおよび協議，この約款に定める金銭債務の支払い等は，代表契約者を通じて行なっていただきます。また，当社は，契約者との協議および契約者への通知を代表契約者に対して行ないます。ただし，当社は，必要に応じて，代表契約者以外の契約者と，協議等をさせていただくことがあります。
ロ　契約者は，配電事業者と締結する接続供給契約においても，イによって代表契約者に選任された契約者を代表契約者としてあらかじめ選任していただきます。ただし，イによって代表契約者に選任された契約者と配電事業者が接続供給契約を締結し，イにおいて１需要バランシンググループを設定する他の契約者が当該配電事業者と接続供給契約を締結しない場合を除きます。	ロ　契約者は，配電事業者と締結する接続供給契約においても，イによって代表契約者に選任された契約者を代表契約者としてあらかじめ選任していただきます。ただし，イによって代表契約者に選任された契約者と配電事業者が接続供給契約を締結し，イにおいて１需要バランシンググループを設定する他の契約者が当該配電事業者と接続供給契約を締結しない場合を除きます。
⑵　契 約 の 要 件 需要抑制契約者が需要抑制量調整供給契約を希望される場合で，需要抑制契約者が特定卸供給を行なう事業を営むものであるときは，８（契約の要件）⑷イにかかわらず，次のいずれにも該当すること。	⑵　契 約 の 要 件 需要抑制契約者が需要抑制量調整供給契約を希望される場合で，需要抑制契約者が特定卸供給を行なう事業を営むものであるときは，８（契約の要件）⑷イにかかわらず，次のいずれにも該当すること。
イ　需要者（配電事業者の約款に定める需要者を含みます。）に対して，次の⑴および⑵の事項を定めた需要抑制に関する計画を適時に策定し，当該計画にしたがって適切な需要抑制の指示を適時に出すことができること。 ⑴　需要抑制量（１キロワットをこえる電気を抑制しようとするものに限ります。） ⑵　需要抑制の実施頻度および時期	イ　需要者（配電事業者の約款に定める需要者を含みます。）に対して，次の⑴および⑵の事項を定めた需要抑制に関する計画を適時に策定し，当該計画にしたがって適切な需要抑制の指示を適時に出すことができること。 ⑴　需要抑制量（１キロワットをこえる電気を抑制しようとするものに限ります。） ⑵　需要抑制の実施頻度および時期
ロ　イによってえられた100キロワットをこえる電気（配電事業者の約款に定める需要抑制量調整供給契約における電気を含みます。）を供給しようとするものであること。	ロ　イによってえられた100キロワットをこえる電気（配電事業者の約款に定める需要抑制量調整供給契約における電気を含みます。）を供給しようとするものであること。
ハ　電気の安定かつ適正な供給を確保するための適切な需給管理体制および情報管理体制を確立し，実施および維持することができること。	ハ　電気の安定かつ適正な供給を確保するための適切な需給管理体制および情報管理体制を確立し，実施および維持することができること。
ニ　需要者の保護の観点から適切な情報管理体制を確立し，実施および維持できること。	ニ　需要者の保護の観点から適切な情報管理体制を確立し，実施および維持できること。
ホ　需要者と電力需給に関する契約等を締結している契約者が供給力を確保するよう，当該契約者と需要抑制契約者との間または当該契約者と需要者との間で適切な契約がなされていること。	ホ　需要者と電力需給に関する契約等を締結している契約者が供給力を確保するよう，当該契約者と需要抑制契約者との間または当該契約者と需要者との間で適切な契約がなされていること。

現　行（2024年10月１日実施）	変　更　後（2025年４月１日実施予定）
⑶　供給および契約の単位 イ　接続供給の場合，契約者は配電事業者の供給区域における需要場所について，この約款で設定する需要バランシンググループと同一の需要バランシンググループを設定していただきます。 ロ　発電量調整供給の場合，発電契約者は配電事業者の供給区域における発電場所（調整電源に該当する場合を除きます。）について，この約款で設定する発電バランシンググループと同一の発電バランシンググループを設定していただきます。 ハ　需要抑制量調整供給の場合，需要抑制契約者は配電事業者の供給区域における需要場所について，この約款で設定する需要抑制バランシンググループと同一の需要抑制バランシンググループを設定していただきます。 なお，需要抑制契約者は，需要者（配電事業者の約款に定める需要者を含みます。）と電力需給に関する契約等を締結している契約者が同一で，かつ，需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量および需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量の算定方法（31〔電力および電力量の算定〕⑭イまたはロならびに配電事業者の約款に定める需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量および需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量の算定方法をいいます。）が同一となるように需要抑制バランシンググループを設定していただきます。この場合，当該需要場所は複数の需要抑制バランシンググループ（配電事業者の約款で設定する需要抑制バランシンググループを含みます。）に属することはできないものといたします。 ⑷　料　　金 イ　発電量調整受電計画差対応電力 発電バランシンググループにおいて，発電量調整受電計画差対応電力の算定上，23（発電量調整受電計画差対応電力）にかかわらず，次のとおりといたします。 ㈠　適　　用 発電バランシンググループにおいて，39（給電指令の実施等）⑸もしくは⑹または配電事業者の約款にもとづき配電事業者が発電契約者または配電事業者の約款に定める発電者に対して給電指令等を実施することにより補給される電気を使用されていないときに適用いたします。 ㈡　発電量調整受電計画差対応電力 a　発電量調整受電計画差対応補給電力 (a)　適　用　範　囲 30分ごとの発電量調整受電電力量（配電事業者の約款に定める発電量調整受電電力量を含みます。）が，その30分の⑸ロの発電量調整受電計画電力量を下回る場合に生じた不足電力の補	⑶　供給および契約の単位 イ　接続供給の場合，契約者は配電事業者の供給区域における需要場所について，この約款で設定する需要バランシンググループと同一の需要バランシンググループを設定していただきます。 ロ　発電量調整供給の場合，発電契約者は配電事業者の供給区域における発電場所（調整電源に該当する場合を除きます。）について，この約款で設定する発電バランシンググループと同一の発電バランシンググループを設定していただきます。 ハ　需要抑制量調整供給の場合，需要抑制契約者は配電事業者の供給区域における需要場所について，この約款で設定する需要抑制バランシンググループと同一の需要抑制バランシンググループを設定していただきます。 なお，需要抑制契約者は，需要者（配電事業者の約款に定める需要者を含みます。）と電力需給に関する契約等を締結している契約者が同一で，かつ，需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量および需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量の算定方法（31〔電力および電力量の算定〕⑭イまたはロならびに配電事業者の約款に定める需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量および需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量の算定方法をいいます。）が同一となるように需要抑制バランシンググループを設定していただきます。この場合，当該需要場所は複数の需要抑制バランシンググループ（配電事業者の約款で設定する需要抑制バランシンググループを含みます。）に属することはできないものといたします。 ⑷　料　　金 イ　発電量調整受電計画差対応電力 発電バランシンググループにおいて，発電量調整受電計画差対応電力の算定上，23（発電量調整受電計画差対応電力）にかかわらず，次のとおりといたします。 ㈠　適　　用 発電バランシンググループにおいて，39（給電指令の実施等）⑸もしくは⑹または配電事業者の約款にもとづき配電事業者が発電契約者または配電事業者の約款に定める発電者に対して給電指令等を実施することにより補給される電気を使用されていないときに適用いたします。 ㈡　発電量調整受電計画差対応電力 a　発電量調整受電計画差対応補給電力 (a)　適　用　範　囲 30分ごとの発電量調整受電電力量（配電事業者の約款に定める発電量調整受電電力量を含みます。）が，その30分の⑸ロの発電量調整受電計画電力量を下回る場合に生じた不足電力の補

現　行（2024年10月１日実施）	変　更　後（2025年４月１日実施予定）
給にあてるための電気に適用いたします。 (b)　発電量調整受電計画差対応補給電力料金 発電量調整受電計画差対応補給電力料金は，30分ごとの発電量調整受電計画差対応補給電力量に(c)の発電量調整受電計画差対応補給電力料金単価を適用してえられる金額のその１月の合計といたします。 (c)　発電量調整受電計画差対応補給電力料金単価 発電量調整受電計画差対応補給電力料金単価は，託送供給等約款料金算定規則第27条にもとづきインバランス料金として算定される金額に消費税等相当額を加えた金額とし，当社が30分ごとに設定するものといたします。 b　発電量調整受電計画差対応余剰電力 (a)　適　用　範　囲 30分ごとの発電量調整受電電力量（配電事業者の約款に定める発電量調整受電電力量を含みます。）が，その30分の(5)ロの発電量調整受電計画電力量を上回る場合の送電超過分電力について，当社が購入する電気に適用いたします。 (b)　発電量調整受電計画差対応余剰電力料金 発電量調整受電計画差対応余剰電力料金は，30分ごとの発電量調整受電計画差対応余剰電力量に(c)の発電量調整受電計画差対応余剰電力料金単価を適用してえられる金額のその１月の合計といたします。 (c)　発電量調整受電計画差対応余剰電力料金単価 発電量調整受電計画差対応余剰電力料金単価は，託送供給等約款料金算定規則第27条にもとづきインバランス料金として算定される金額に消費税等相当額を加えた金額とし，当社が30分ごとに設定するものといたします。 ロ　接続対象計画差対応電力 需要バランシンググループにおいて，接続対象計画差対応電力の算定上，24（接続対象計画差対応電力）にかかわらず，次のとおりといたします。 (ｲ)　適　　用 39（給電指令の実施等）(4)または配電事業者の約款にもとづき配電事業者が契約者に対して給電指令等を実施することにより補給される電気を使用されていないときに適用いたします。 (ﾛ)　接続対象計画差対応電力 a　接続対象計画差対応補給電力 (a)　適　用　範　囲 30分ごとの接続対象電力量（配電事業者の約款に定める接続対象電力量を含みます。）が，その30分の(5)ニの接続対象計画	給にあてるための電気に適用いたします。 (b)　発電量調整受電計画差対応補給電力料金 発電量調整受電計画差対応補給電力料金は，30分ごとの発電量調整受電計画差対応補給電力量に(c)の発電量調整受電計画差対応補給電力料金単価を適用してえられる金額のその１月の合計といたします。 (c)　発電量調整受電計画差対応補給電力料金単価 発電量調整受電計画差対応補給電力料金単価は，託送供給等約款料金算定規則第27条にもとづきインバランス料金として算定される金額に消費税等相当額を加えた金額とし，当社が30分ごとに設定するものといたします。 b　発電量調整受電計画差対応余剰電力 (a)　適　用　範　囲 30分ごとの発電量調整受電電力量（配電事業者の約款に定める発電量調整受電電力量を含みます。）が，その30分の(5)ロの発電量調整受電計画電力量を上回る場合の送電超過分電力について，当社が購入する電気に適用いたします。 (b)　発電量調整受電計画差対応余剰電力料金 発電量調整受電計画差対応余剰電力料金は，30分ごとの発電量調整受電計画差対応余剰電力量に(c)の発電量調整受電計画差対応余剰電力料金単価を適用してえられる金額のその１月の合計といたします。 (c)　発電量調整受電計画差対応余剰電力料金単価 発電量調整受電計画差対応余剰電力料金単価は，託送供給等約款料金算定規則第27条にもとづきインバランス料金として算定される金額に消費税等相当額を加えた金額とし，当社が30分ごとに設定するものといたします。 ロ　接続対象計画差対応電力 需要バランシンググループにおいて，接続対象計画差対応電力の算定上，24（接続対象計画差対応電力）にかかわらず，次のとおりといたします。 (ｲ)　適　　用 39（給電指令の実施等）(4)または配電事業者の約款にもとづき配電事業者が契約者に対して給電指令等を実施することにより補給される電気を使用されていないときに適用いたします。 (ﾛ)　接続対象計画差対応電力 a　接続対象計画差対応補給電力 (a)　適　用　範　囲 30分ごとの接続対象電力量（配電事業者の約款に定める接続対象電力量を含みます。）が，その30分の(5)ニの接続対象計画

現　行（2024年10月１日実施）	変　更　後（2025年４月１日実施予定）
電力量を上回る場合に生じた不足電力の補給にあてるための電気に適用いたします。 (b)　接続対象計画差対応補給電力料金 接続対象計画差対応補給電力料金は，30分ごとの接続対象計画差対応補給電力量に(c)の接続対象計画差対応補給電力料金単価を適用してえられる金額のその１月の合計といたします。 (c)　接続対象計画差対応補給電力料金単価 接続対象計画差対応補給電力料金単価は，託送供給等約款料金算定規則第27条にもとづきインバランス料金として算定される金額に消費税等相当額を加えた金額とし，当社が30分ごとに設定するものといたします。 b　接続対象計画差対応余剰電力 (a)　適　用　範　囲 30分ごとの接続対象電力量（配電事業者の約款に定める接続対象電力量を含みます。）が，その30分の(5)ニの接続対象計画電力量を下回る場合の送電超過分電力について，当社が購入する電気に適用いたします。 (b)　接続対象計画差対応余剰電力料金 接続対象計画差対応余剰電力料金は，30分ごとの接続対象計画差対応余剰電力量に(c)の接続対象計画差対応余剰電力料金単価を適用してえられる金額のその１月の合計といたします。 (c)　接続対象計画差対応余剰電力料金単価 接続対象計画差対応余剰電力料金単価は，託送供給等約款料金算定規則第27条にもとづきインバランス料金として算定される金額に消費税等相当額を加えた金額とし，当社が30分ごとに設定するものといたします。 ハ　需要抑制量調整受電計画差対応電力 需要抑制バランシンググループにおいて，需要抑制量調整受電計画差対応電力の算定上，25（需要抑制量調整受電計画差対応電力）にかかわらず，次のとおりといたします。 (ｲ)　適　　用 需要抑制バランシンググループに適用いたします。 (ﾛ)　需要抑制量調整受電計画差対応電力 a　需要抑制量調整受電計画差対応補給電力 (a)　適　用　範　囲 30分ごとの需要抑制量調整受電電力量（配電事業者の約款に定める需要抑制量調整受電電力量を含みます。）が，その30分の(5)への需要抑制量調整受電計画電力量を下回る場合に生じた不足電力の補給にあてるための電気に適用いたします。 (b)　需要抑制量調整受電計画差対応補給電力料金	電力量を上回る場合に生じた不足電力の補給にあてるための電気に適用いたします。 (b)　接続対象計画差対応補給電力料金 接続対象計画差対応補給電力料金は，30分ごとの接続対象計画差対応補給電力量に(c)の接続対象計画差対応補給電力料金単価を適用してえられる金額のその１月の合計といたします。 (c)　接続対象計画差対応補給電力料金単価 接続対象計画差対応補給電力料金単価は，託送供給等約款料金算定規則第27条にもとづきインバランス料金として算定される金額に消費税等相当額を加えた金額とし，当社が30分ごとに設定するものといたします。 b　接続対象計画差対応余剰電力 (a)　適　用　範　囲 30分ごとの接続対象電力量（配電事業者の約款に定める接続対象電力量を含みます。）が，その30分の(5)ニの接続対象計画電力量を下回る場合の送電超過分電力について，当社が購入する電気に適用いたします。 (b)　接続対象計画差対応余剰電力料金 接続対象計画差対応余剰電力料金は，30分ごとの接続対象計画差対応余剰電力量に(c)の接続対象計画差対応余剰電力料金単価を適用してえられる金額のその１月の合計といたします。 (c)　接続対象計画差対応余剰電力料金単価 接続対象計画差対応余剰電力料金単価は，託送供給等約款料金算定規則第27条にもとづきインバランス料金として算定される金額に消費税等相当額を加えた金額とし，当社が30分ごとに設定するものといたします。 ハ　需要抑制量調整受電計画差対応電力 需要抑制バランシンググループにおいて，需要抑制量調整受電計画差対応電力の算定上，25（需要抑制量調整受電計画差対応電力）にかかわらず，次のとおりといたします。 (ｲ)　適　　用 需要抑制バランシンググループに適用いたします。 (ﾛ)　需要抑制量調整受電計画差対応電力 a　需要抑制量調整受電計画差対応補給電力 (a)　適　用　範　囲 30分ごとの需要抑制量調整受電電力量（配電事業者の約款に定める需要抑制量調整受電電力量を含みます。）が，その30分の(5)への需要抑制量調整受電計画電力量を下回る場合に生じた不足電力の補給にあてるための電気に適用いたします。 (b)　需要抑制量調整受電計画差対応補給電力料金

現　行（2024年10月１日実施）	変　更　後（2025年４月１日実施予定）
需要抑制量調整受電計画差対応補給電力料金は，30分ごとの需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量に⑹の需要抑制量調整受電計画差対応補給電力料金単価を適用してえられる金額のその１月の合計といたします。	需要抑制量調整受電計画差対応補給電力料金は，30分ごとの需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量に⑹の需要抑制量調整受電計画差対応補給電力料金単価を適用してえられる金額のその１月の合計といたします。
⑹　需要抑制量調整受電計画差対応補給電力料金単価	⑹　需要抑制量調整受電計画差対応補給電力料金単価
需要抑制量調整受電計画差対応補給電力料金単価は，託送供給等約款料金算定規則第27条にもとづきインバランス料金として算定される金額に消費税等相当額を加えた金額とし，当社が30分ごとに設定するものといたします。	需要抑制量調整受電計画差対応補給電力料金単価は，託送供給等約款料金算定規則第27条にもとづきインバランス料金として算定される金額に消費税等相当額を加えた金額とし，当社が30分ごとに設定するものといたします。
b　需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力	b　需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力
⑻　適　用　範　囲	⑻　適　用　範　囲
30分ごとの需要抑制量調整受電電力量（配電事業者の約款に定める需要抑制量調整受電電力量を含みます。）が，その30分の⑸への需要抑制量調整受電計画電力量を上回る場合の抑制超過分電力について，当社が購入する電気に適用いたします。	30分ごとの需要抑制量調整受電電力量（配電事業者の約款に定める需要抑制量調整受電電力量を含みます。）が，その30分の⑸への需要抑制量調整受電計画電力量を上回る場合の抑制超過分電力について，当社が購入する電気に適用いたします。
⑼　需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力料金	⑼　需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力料金
需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力料金は，30分ごとの需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量に⑹の需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力料金単価を適用してえられる金額のその１月の合計といたします。	需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力料金は，30分ごとの需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量に⑹の需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力料金単価を適用してえられる金額のその１月の合計といたします。
⑽　需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力料金単価	⑽　需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力料金単価
需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力料金単価は，託送供給等約款料金算定規則第27条にもとづきインバランス料金として算定される金額に消費税等相当額を加えた金額とし，当社が30分ごとに設定するものといたします。	需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力料金単価は，託送供給等約款料金算定規則第27条にもとづきインバランス料金として算定される金額に消費税等相当額を加えた金額とし，当社が30分ごとに設定するものといたします。
ニ　給電指令時補給電力	ニ　給電指令時補給電力
発電バランシンググループまたは需要バランシンググループにおいて，給電指令時補給電力の算定上，26（給電指令時補給電力）にかかわらず，次のとおりといたします。	発電バランシンググループまたは需要バランシンググループにおいて，給電指令時補給電力の算定上，26（給電指令時補給電力）にかかわらず，次のとおりといたします。
⑴　契約者に係る給電指令時補給電力料金	⑴　契約者に係る給電指令時補給電力料金
a　適　用　範　囲	a　適　用　範　囲
39（給電指令の実施等）⑷または配電事業者の約款にもとづき配電事業者が契約者に対して給電指令等を実施することにより補給される電気を使用されているときに適用いたします。	39（給電指令の実施等）⑷または配電事業者の約款にもとづき配電事業者が契約者に対して給電指令等を実施することにより補給される電気を使用されているときに適用いたします。
b　給電指令時補給電力料金	b　給電指令時補給電力料金
給電指令時補給電力料金は，ｃに定める30分ごとの給電指令時補給電力量にｄの給電指令時補給電力料金単価を適用してえられる金額のその１月の合計といたします。	給電指令時補給電力料金は，ｃに定める30分ごとの給電指令時補給電力量にｄの給電指令時補給電力料金単価を適用してえられる金額のその１月の合計といたします。
c　給電指令時補給電力量	c　給電指令時補給電力量
給電指令時補給電力量は，給電指令等の間，⑸ヌにより30分ご	給電指令時補給電力量は，給電指令等の間，⑸ヌにより30分ご

現　行（2024年10月１日実施）	変　更　後（2025年４月１日実施予定）
とに算定された値といたします。 d　給電指令時補給電力料金単価 給電指令時補給電力料金単価は，託送供給等約款料金算定規則第27条にもとづきインバランス料金として算定される金額に消費税等相当額を加えた金額とし，当社が30分ごとに設定するものといたします。 (ﾛ)　発電契約者に係る給電指令時補給電力料金 a　適　用　範　囲 39（給電指令の実施等）(5)もしくは(6)または配電事業者の約款にもとづき配電事業者が発電契約者または配電事業者の約款に定める発電者に対して給電指令等を実施することにより補給される電気を使用されているときに，補給される電気を使用する発電バランシンググループに適用いたします。 b　給電指令時補給電力料金 給電指令時補給電力料金は，ｃに定める30分ごとの給電指令時補給電力量にｄの給電指令時補給電力料金単価を適用してえられる金額のその１月の合計といたします。 c　給電指令時補給電力量 給電指令時補給電力量は，給電指令等の間，(5)チにより30分ごとに算定された値といたします。 d　給電指令時補給電力料金単価 給電指令時補給電力料金単価は，託送供給等約款料金算定規則第27条にもとづきインバランス料金として算定される金額に消費税等相当額を加えた金額とし，当社が30分ごとに設定するものといたします。ただし，39（給電指令の実施等）(2)ホの場合で，ノンファーム電源（配電事業者の約款に定めるノンファーム電源を含みます。）に対して出力の抑制を実施したときは，39（給電指令の実施等）(5)により補給される電気を使用されているときの翌日取引を行なうための卸電力取引市場における30分ごとの売買取引の価格（売買取引に係る電力の受渡しが連系設備の送電容量等による制限を受けるものとして当社の供給区域において売買取引を行なうものに限ります。）に消費税等相当額を加えた金額とし，当社が30分ごとに設定するものといたします。また，当社もしくは配電事業者が指定する要件を有する発電設備等またはファーム電源（配電事業者の約款に定めるファーム電源を含みます。）であって別途当社もしくは配電事業者と給電指令時補給電力料金に関する契約を締結する設備については，当該契約によるものといたします。 (5)　電力および電力量の算定 イ　発電量調整受電計画電力	とに算定された値といたします。 d　給電指令時補給電力料金単価 給電指令時補給電力料金単価は，託送供給等約款料金算定規則第27条にもとづきインバランス料金として算定される金額に消費税等相当額を加えた金額とし，当社が30分ごとに設定するものといたします。 (ﾛ)　発電契約者に係る給電指令時補給電力料金 a　適　用　範　囲 39（給電指令の実施等）(5)もしくは(6)または配電事業者の約款にもとづき配電事業者が発電契約者または配電事業者の約款に定める発電者に対して給電指令等を実施することにより補給される電気を使用されているときに，補給される電気を使用する発電バランシンググループに適用いたします。 b　給電指令時補給電力料金 給電指令時補給電力料金は，ｃに定める30分ごとの給電指令時補給電力量にｄの給電指令時補給電力料金単価を適用してえられる金額のその１月の合計といたします。 c　給電指令時補給電力量 給電指令時補給電力量は，給電指令等の間，(5)チにより30分ごとに算定された値といたします。 d　給電指令時補給電力料金単価 給電指令時補給電力料金単価は，託送供給等約款料金算定規則第27条にもとづきインバランス料金として算定される金額に消費税等相当額を加えた金額とし，当社が30分ごとに設定するものといたします。ただし，39（給電指令の実施等）(2)ホの場合で，ノンファーム電源（配電事業者の約款に定めるノンファーム電源を含みます。）に対して出力の抑制を実施したときは，39（給電指令の実施等）(5)により補給される電気を使用されているときの翌日取引を行なうための卸電力取引市場における30分ごとの売買取引の価格（売買取引に係る電力の受渡しが連系設備の送電容量等による制限を受けるものとして当社の供給区域において売買取引を行なうものに限ります。）に消費税等相当額を加えた金額とし，当社が30分ごとに設定するものといたします。また，当社もしくは配電事業者が指定する要件を有する発電設備等またはファーム電源（配電事業者の約款に定めるファーム電源を含みます。）であって別途当社もしくは配電事業者と給電指令時補給電力料金に関する契約を締結する設備については，当該契約によるものといたします。 (5)　電力および電力量の算定 イ　発電量調整受電計画電力

現　行（2024年10月１日実施）	変　更　後（2025年４月１日実施予定）
発電量調整受電計画電力は，31（電力および電力量の算定）⑶にかかわらず，ロの発電量調整受電計画電力量の値を２倍した値とし，30分ごとに算定いたします。 ロ　発電量調整受電計画電力量 発電量調整受電計画電力量は，31（電力および電力量の算定）⑷ロにかかわらず，受電地点（配電事業者の約款に定める受電地点を含みます。）において当社および配電事業者が発電契約者から受電する電気の30分ごとの電力量の計画値（受電地点〔配電事業者の約款に定める受電地点を含みます。〕が複数ある場合はその合計といたします。）で，発電契約者があらかじめ電力広域的運営推進機関を通じて当社に通知する発電計画といたします。ただし，別表11（発電計画・調達計画・販売計画）に定める当日計画の発電計画と調達計画の合計値が30分ごとに販売計画の値と一致しない等の場合は，別表８（発電量調整受電計画電力量，接続対象計画電力量および需要抑制量調整受電計画電力量に関する取扱い）⑴のとおりといたします。 ハ　接続対象計画電力 接続対象計画電力は，31（電力および電力量の算定）⑾にかかわらず，ニの接続対象計画電力量の値を２倍した値とし，30分ごとに算定いたします。 ニ　接続対象計画電力量 接続対象計画電力量は，31（電力および電力量の算定）⑿にかかわらず，30分ごとの接続対象電力量の計画値（供給地点〔配電事業者の約款に定める供給地点を含みます。〕が複数ある場合はその合計といたします。）で，契約者があらかじめ電力広域的運営推進機関を通じて当社に通知する需要想定値といたします。ただし，別表10（需要計画・調達計画・販売計画）に定める当日計画の需要想定値に対する取引計画（調達計画から販売計画を差し引いたものといたします。）が30分ごとに需要想定値と一致しない等の場合は，別表８（発電量調整受電計画電力量，接続対象計画電力量および需要抑制量調整受電計画電力量に関する取扱い）⑵のとおりといたします。 ホ　需要抑制量調整受電計画電力 需要抑制量調整受電計画電力は，31（電力および電力量の算定）⒂にかかわらず，への需要抑制量調整受電計画電力量の値を２倍した値とし，30分ごとに算定いたします。 ヘ　需要抑制量調整受電計画電力量 需要抑制量調整受電計画電力量は，31（電力および電力量の算定）⒃にかかわらず，当社および配電事業者が需要抑制契約者から受電する電気の30分ごとの電力量の計画値で，需要場所（配電事業者の約款に定める需要場所を含みます。）ごとに，需要抑制契約者があらかじめ電力広域的運営推進機関を通じて当社に通知する需要抑制計画値と	発電量調整受電計画電力は，31（電力および電力量の算定）⑶にかかわらず，ロの発電量調整受電計画電力量の値を２倍した値とし，30分ごとに算定いたします。 ロ　発電量調整受電計画電力量 発電量調整受電計画電力量は，31（電力および電力量の算定）⑷ロにかかわらず，受電地点（配電事業者の約款に定める受電地点を含みます。）において当社および配電事業者が発電契約者から受電する電気の30分ごとの電力量の計画値（受電地点〔配電事業者の約款に定める受電地点を含みます。〕が複数ある場合はその合計といたします。）で，発電契約者があらかじめ電力広域的運営推進機関を通じて当社に通知する発電計画といたします。ただし，別表11（発電計画・調達計画・販売計画）に定める当日計画の発電計画と調達計画の合計値が30分ごとに販売計画の値と一致しない等の場合は，別表８（発電量調整受電計画電力量，接続対象計画電力量および需要抑制量調整受電計画電力量に関する取扱い）⑴のとおりといたします。 ハ　接続対象計画電力 接続対象計画電力は，31（電力および電力量の算定）⑾にかかわらず，ニの接続対象計画電力量の値を２倍した値とし，30分ごとに算定いたします。 ニ　接続対象計画電力量 接続対象計画電力量は，31（電力および電力量の算定）⑿にかかわらず，30分ごとの接続対象電力量の計画値（供給地点〔配電事業者の約款に定める供給地点を含みます。〕が複数ある場合はその合計といたします。）で，契約者があらかじめ電力広域的運営推進機関を通じて当社に通知する需要想定値といたします。ただし，別表10（需要計画・調達計画・販売計画）に定める当日計画の需要想定値に対する取引計画（調達計画から販売計画を差し引いたものといたします。）が30分ごとに需要想定値と一致しない等の場合は，別表８（発電量調整受電計画電力量，接続対象計画電力量および需要抑制量調整受電計画電力量に関する取扱い）⑵のとおりといたします。 ホ　需要抑制量調整受電計画電力 需要抑制量調整受電計画電力は，31（電力および電力量の算定）⒂にかかわらず，への需要抑制量調整受電計画電力量の値を２倍した値とし，30分ごとに算定いたします。 ヘ　需要抑制量調整受電計画電力量 需要抑制量調整受電計画電力量は，31（電力および電力量の算定）⒃にかかわらず，当社および配電事業者が需要抑制契約者から受電する電気の30分ごとの電力量の計画値で，需要場所（配電事業者の約款に定める需要場所を含みます。）ごとに，需要抑制契約者があらかじめ電力広域的運営推進機関を通じて当社に通知する需要抑制計画値と

現　行（2024年10月１日実施）	変　更　後（2025年４月１日実施予定）
いたします。ただし，別表12（需要抑制計画・調達計画・販売計画・ベースライン）に定める当日計画の調達計画が30分ごとに販売計画の値と一致しない等の場合は，別表８（発電量調整受電計画電力量，接続対象計画電力量および需要抑制量調整受電計画電力量に関する取扱い）⑶のとおりといたします。	いたします。ただし，別表12（需要抑制計画・調達計画・販売計画・ベースライン）に定める当日計画の調達計画が30分ごとに販売計画の値と一致しない等の場合は，別表８（発電量調整受電計画電力量，接続対象計画電力量および需要抑制量調整受電計画電力量に関する取扱い）⑶のとおりといたします。
ト　ベースライン	ト　ベースライン
ベースラインは，31（電力および電力量の算定）⑰にかかわらず，需要抑制量調整供給に係る需要抑制を行なわない場合の需要場所（配電事業者の約款に定める需要場所を含みます。）に係る供給地点で計量される接続供給電力量（配電事業者の約款に定める接続供給電力量を含みます。）を損失率で修正した電力量の計画値で，需要場所（配電事業者の約款に定める需要場所を含みます。）ごと（15〔供給および契約の単位〕⑴イまたはロの場合は１接続送電サービスまたは１臨時接続送電サービスごとといたします。また，配電事業者の約款に定める需要場所に複数の接続送電サービス等が適用されている場合は，１接続送電サービス等ごとといたします。）に，需要抑制契約者があらかじめ電力広域的運営推進機関を通じて当社に通知するものといたします。	ベースラインは，31（電力および電力量の算定）⑰にかかわらず，需要抑制量調整供給に係る需要抑制を行なわない場合の需要場所（配電事業者の約款に定める需要場所を含みます。）に係る供給地点で計量される接続供給電力量（配電事業者の約款に定める接続供給電力量を含みます。）を損失率で修正した電力量の計画値で，需要場所（配電事業者の約款に定める需要場所を含みます。）ごと（15〔供給および契約の単位〕⑴イまたはロの場合は１接続送電サービスまたは１臨時接続送電サービスごとといたします。また，配電事業者の約款に定める需要場所に複数の接続送電サービス等が適用されている場合は，１接続送電サービス等ごとといたします。）に，需要抑制契約者があらかじめ電力広域的運営推進機関を通じて当社に通知するものといたします。
チ　発電量調整受電計画差対応補給電力量	チ　発電量調整受電計画差対応補給電力量
発電量調整受電計画差対応補給電力量は，31（電力および電力量の算定）⑳ロにかかわらず，次の(ｲ)，(ﾛ)および(ﾊ)によって算定された値とし，発電バランシンググループごとに算定いたします。	発電量調整受電計画差対応補給電力量は，31（電力および電力量の算定）⑳ロにかかわらず，次の(ｲ)，(ﾛ)および(ﾊ)によって算定された値とし，発電バランシンググループごとに算定いたします。
(ｲ)　30分ごとに，受電地点（配電事業者の約款に定める受電地点を含みます。）で計量された電力量の合計がその30分における発電量調整受電計画電力量を下回る場合に，30分ごとに，次の式により算定された値といたします。 発電量調整受電計画差対応補給電力量 ＝発電量調整受電計画電力量－発電量調整受電電力量	(ｲ)　30分ごとに，受電地点（配電事業者の約款に定める受電地点を含みます。）で計量された電力量の合計がその30分における発電量調整受電計画電力量を下回る場合に，30分ごとに，次の式により算定された値といたします。 発電量調整受電計画差対応補給電力量 ＝発電量調整受電計画電力量－発電量調整受電電力量
(ﾛ)　次の場合で，当社または配電事業者が給電指令時補給を行なったときは，発電量調整受電計画差対応補給電力量の算定上，当該発電設備等の30分ごとの発電量調整受電計画電力量を当該受電地点における30分ごとの発電量調整受電電力量とみなします。この場合，当該発電設備等の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量の算定上，当該受電地点のみによる発電バランシンググループが設定されているとみなし，その発電量調整受電計画差対応補給電力量は，30分ごとに，次の式により算定された値といたします。 発電量調整受電計画差対応補給電力量 ＝発電量調整受電計画電力量－発電量調整受電電力量	(ﾛ)　次の場合で，当社または配電事業者が給電指令時補給を行なったときは，発電量調整受電計画差対応補給電力量の算定上，当該発電設備等の30分ごとの発電量調整受電計画電力量を当該受電地点における30分ごとの発電量調整受電電力量とみなします。この場合，当該発電設備等の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量の算定上，当該受電地点のみによる発電バランシンググループが設定されているとみなし，その発電量調整受電計画差対応補給電力量は，30分ごとに，次の式により算定された値といたします。 発電量調整受電計画差対応補給電力量 ＝発電量調整受電計画電力量－発電量調整受電電力量
a　当社または配電事業者が指定する要件を有する発電設備等で	a　当社または配電事業者が指定する要件を有する発電設備等で

現　行（2024年10月１日実施）	変　更　後（2025年４月１日実施予定）
あって別途当社または配電事業者と給電指令時補給電力料金に関する契約を締結する設備に対して出力の抑制を実施した場合	あって別途当社または配電事業者と給電指令時補給電力料金に関する契約を締結する設備に対して出力の抑制を実施した場合
b　39（給電指令の実施等）⑵イの場合で，原則として30分ごとの実需給の開始時刻の１時間前以降に発電量調整供給に係る発電設備等に対してＮ－１電制（配電事業者の約款に定めるＮ－１電制を含みます。）を実施したとき。	b　39（給電指令の実施等）⑵イの場合で，原則として30分ごとの実需給の開始時刻の１時間前以降に発電量調整供給に係る発電設備等に対してＮ－１電制（配電事業者の約款に定めるＮ－１電制を含みます。）を実施したとき。
c　39（給電指令の実施等）⑵ホの場合で，発電量調整供給に係る発電設備等（配電事業者の約款に定める発電量調整供給に係る発電設備等を含みます。）に対して出力の抑制を実施したとき。	c　39（給電指令の実施等）⑵ホの場合で，発電量調整供給に係る発電設備等（配電事業者の約款に定める発電量調整供給に係る発電設備等を含みます。）に対して出力の抑制を実施したとき。
d　39（給電指令の実施等）⑵への場合で，ファーム電源（配電事業者の約款に定めるファーム電源を含みます。）に対して出力の抑制を実施したとき。	d　39（給電指令の実施等）⑵への場合で，ファーム電源（配電事業者の約款に定めるファーム電源を含みます。）に対して出力の抑制を実施したとき。
⑵　次の場合で，当社または配電事業者が給電指令時補給を行なったときは，発電量調整受電計画差対応補給電力量の算定上，当該発電設備等の30分ごとの発電量調整受電計画電力量を当該受電地点における30分ごとの発電量調整受電電力量とみなします。この場合，当該発電設備等の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量の算定上，当該受電地点のみによる発電バランシンググループが設定されているとみなし，その発電量調整受電計画差対応補給電力量は，30分ごとに，次により算定された値といたします。	⑵　次の場合で，当社または配電事業者が給電指令時補給を行なったときは，発電量調整受電計画差対応補給電力量の算定上，当該発電設備等の30分ごとの発電量調整受電計画電力量を当該受電地点における30分ごとの発電量調整受電電力量とみなします。この場合，当該発電設備等の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量の算定上，当該受電地点のみによる発電バランシンググループが設定されているとみなし，その発電量調整受電計画差対応補給電力量は，30分ごとに，次により算定された値といたします。
a　当社または配電事業者が39（給電指令の実施等）⑵イ，ロ，ハまたはトの場合の給電指令等および39（給電指令の実施等）⑵ホの場合の給電指令等により，同時に出力の抑制を実施した場合	a　当社または配電事業者が39（給電指令の実施等）⑵イ，ロ，ハまたはトの場合の給電指令等および39（給電指令の実施等）⑵ホの場合の給電指令等により，同時に出力の抑制を実施した場合
⑻　発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が，39（給電指令の実施等）⑵ホによる出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）を下回る場合 39（給電指令の実施等）⑵ホによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，次の式により算定された値とし，39（給電指令の実施等）⑵イ，ロ，ハまたはトによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，零といたします。 発電量調整受電計画差対応補給電力量 ＝発電量調整受電計画電力量－発電量調整受電電力量	⑻　発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が，39（給電指令の実施等）⑵ホによる出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）を下回る場合 39（給電指令の実施等）⑵ホによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，次の式により算定された値とし，39（給電指令の実施等）⑵イ，ロ，ハまたはトによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，零といたします。 発電量調整受電計画差対応補給電力量 ＝発電量調整受電計画電力量－発電量調整受電電力量
⑼　発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が，39（給電指令の実施等）⑵ホによる出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）と一致または上回る場合 39（給電指令の実施等）⑵ホによって出力の抑制を実施した	⑼　発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が，39（給電指令の実施等）⑵ホによる出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）と一致または上回る場合 39（給電指令の実施等）⑵ホによって出力の抑制を実施した

現　行（2024年10月１日実施）	変　更　後（2025年４月１日実施予定）
場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，39（給電指令の実施等）⑵ホによる出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）とし，39（給電指令の実施等）⑵イ，ロ，ハまたはトによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，次の式により算定された値といたします。 発電量調整受電計画差対応補給電力量 ＝発電量調整受電計画電力量 －39（給電指令の実施等）⑵ホによる出力抑制対象電力量 －発電量調整受電電力量	場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，39（給電指令の実施等）⑵ホによる出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）とし，39（給電指令の実施等）⑵イ，ロ，ハまたはトによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，次の式により算定された値といたします。 発電量調整受電計画差対応補給電力量 ＝発電量調整受電計画電力量 －39（給電指令の実施等）⑵ホによる出力抑制対象電力量 －発電量調整受電電力量
b　当社または配電事業者がファーム電源（配電事業者の約款に定めるファーム電源を含みます。）に対して，39（給電指令の実施等）⑵イ，ロ，ハまたはトの場合の給電指令等および39（給電指令の実施等）⑵への場合の給電指令等により，同時に出力の抑制を実施した場合	b　当社または配電事業者がファーム電源（配電事業者の約款に定めるファーム電源を含みます。）に対して，39（給電指令の実施等）⑵イ，ロ，ハまたはトの場合の給電指令等および39（給電指令の実施等）⑵への場合の給電指令等により，同時に出力の抑制を実施した場合
⑻　発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が，39（給電指令の実施等）⑵へによる出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）を下回る場合 39（給電指令の実施等）⑵へによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，次の式により算定された値とし，39（給電指令の実施等）⑵イ，ロ，ハまたはトによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，零といたします。 発電量調整受電計画差対応補給電力量 ＝発電量調整受電計画電力量－発電量調整受電電力量	⑻　発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が，39（給電指令の実施等）⑵へによる出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）を下回る場合 39（給電指令の実施等）⑵へによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，次の式により算定された値とし，39（給電指令の実施等）⑵イ，ロ，ハまたはトによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，零といたします。 発電量調整受電計画差対応補給電力量 ＝発電量調整受電計画電力量－発電量調整受電電力量
⑼　発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が，39（給電指令の実施等）⑵へによる出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）と一致または上回る場合 39（給電指令の実施等）⑵へによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，39（給電指令の実施等）⑵へによる出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）とし，39（給電指令の実施等）⑵イ，ロ，ハまたはトによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，次の式により算定された値といたします。	⑼　発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が，39（給電指令の実施等）⑵へによる出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）と一致または上回る場合 39（給電指令の実施等）⑵へによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，39（給電指令の実施等）⑵へによる出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）とし，39（給電指令の実施等）⑵イ，ロ，ハまたはトによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，次の式により算定された値といたします。

現　行（2024年10月１日実施）	変　更　後（2025年４月１日実施予定）
発電量調整受電計画差対応補給電力量 ＝発電量調整受電計画電力量 －39（給電指令の実施等）⑵への場合による出力抑制対象電力量 －発電量調整受電電力量	発電量調整受電計画差対応補給電力量 ＝発電量調整受電計画電力量 －39（給電指令の実施等）⑵への場合による出力抑制対象電力量 －発電量調整受電電力量
c　当社または配電事業者がノンファーム電源（配電事業者の約款に定めるノンファーム電源を含みます。）であり，かつ，当社または配電事業者が指定する要件を有する発電設備等であって別途当社または配電事業者と給電指令時補給電力料金に関する契約を締結する設備に対して，39（給電指令の実施等）⑵への場合の給電指令等および39（給電指令の実施等）⑵トの場合の給電指令等により，同時に出力の抑制を実施した場合	c　当社または配電事業者がノンファーム電源（配電事業者の約款に定めるノンファーム電源を含みます。）であり，かつ，当社または配電事業者が指定する要件を有する発電設備等であって別途当社または配電事業者と給電指令時補給電力料金に関する契約を締結する設備に対して，39（給電指令の実施等）⑵への場合の給電指令等および39（給電指令の実施等）⑵トの場合の給電指令等により，同時に出力の抑制を実施した場合
⒜　発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が，39（給電指令の実施等）⑵への場合による出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）を下回る場合 39（給電指令の実施等）⑵への場合によって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，次の式により算定された値とし，39（給電指令の実施等）⑵トによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，零といたします。 発電量調整受電計画差対応補給電力量 ＝発電量調整受電計画電力量－発電量調整受電電力量	⒜　発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が，39（給電指令の実施等）⑵への場合による出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）を下回る場合 39（給電指令の実施等）⑵への場合によって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，次の式により算定された値とし，39（給電指令の実施等）⑵トによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，零といたします。 発電量調整受電計画差対応補給電力量 ＝発電量調整受電計画電力量－発電量調整受電電力量
⒝　発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が，39（給電指令の実施等）⑵への場合による出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）と一致または上回る場合 39（給電指令の実施等）⑵への場合によって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，39（給電指令の実施等）⑵への場合による出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）とし，39（給電指令の実施等）⑵トによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，次の式により算定された値といたします。 発電量調整受電計画差対応補給電力量 ＝発電量調整受電計画電力量 －39（給電指令の実施等）⑵への場合による出力抑制対象電力量 －発電量調整受電電力量	⒝　発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が，39（給電指令の実施等）⑵への場合による出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）と一致または上回る場合 39（給電指令の実施等）⑵への場合によって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，39（給電指令の実施等）⑵への場合による出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）とし，39（給電指令の実施等）⑵トによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，次の式により算定された値といたします。 発電量調整受電計画差対応補給電力量 ＝発電量調整受電計画電力量 －39（給電指令の実施等）⑵への場合による出力抑制対象電力量 －発電量調整受電電力量
d　当社または配電事業者が39（給電指令の実施等）⑵ホの場合の給電指令等および39（給電指令の実施等）⑵への場合の給電指令	d　当社または配電事業者が39（給電指令の実施等）⑵ホの場合の給電指令等および39（給電指令の実施等）⑵への場合の給電指令

現　行（2024年10月１日実施）	変　更　後（2025年４月１日実施予定）
等により，同時に出力の抑制を実施した場合 (a)　発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が，39（給電指令の実施等）(2)へによる出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）を下回る場合 39（給電指令の実施等）(2)へによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，次の式により算定された値とし，39（給電指令の実施等）(2)ホによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，零といたします。 発電量調整受電計画差対応補給電力量 ＝発電量調整受電計画電力量－発電量調整受電電力量 (b)　発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が，39（給電指令の実施等）(2)へによる出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）と一致または上回る場合 39（給電指令の実施等）(2)へによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，39（給電指令の実施等）(2)へによる出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）とし，39（給電指令の実施等）(2)ホによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，次の式により算定された値といたします。 発電量調整受電計画差対応補給電力量 ＝発電量調整受電計画電力量 －39（給電指令の実施等）(2)へによる出力抑制対象電力量 －発電量調整受電電力量 e　当社または配電事業者が39（給電指令の実施等）(2)イ，ロ，ハまたはトの場合の給電指令等，39（給電指令の実施等）(2)ホの場合の給電指令等および39（給電指令の実施等）(2)への場合の給電指令等により，同時に出力の抑制を実施した場合 (a)　発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が，39（給電指令の実施等）(2)へによる出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）を下回る場合 39（給電指令の実施等）(2)へによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，次の式により算定された値とし，39（給電指令の実施等）(2)イ，ロ，ハまたはトによって出力の抑制を実施した場合	等により，同時に出力の抑制を実施した場合 (a)　発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が，39（給電指令の実施等）(2)へによる出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）を下回る場合 39（給電指令の実施等）(2)へによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，次の式により算定された値とし，39（給電指令の実施等）(2)ホによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，零といたします。 発電量調整受電計画差対応補給電力量 ＝発電量調整受電計画電力量－発電量調整受電電力量 (b)　発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が，39（給電指令の実施等）(2)へによる出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）と一致または上回る場合 39（給電指令の実施等）(2)へによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，39（給電指令の実施等）(2)へによる出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）とし，39（給電指令の実施等）(2)ホによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，次の式により算定された値といたします。 発電量調整受電計画差対応補給電力量 ＝発電量調整受電計画電力量 －39（給電指令の実施等）(2)へによる出力抑制対象電力量 －発電量調整受電電力量 e　当社または配電事業者が39（給電指令の実施等）(2)イ，ロ，ハまたはトの場合の給電指令等，39（給電指令の実施等）(2)ホの場合の給電指令等および39（給電指令の実施等）(2)への場合の給電指令等により，同時に出力の抑制を実施した場合 (a)　発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が，39（給電指令の実施等）(2)へによる出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）を下回る場合 39（給電指令の実施等）(2)へによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，次の式により算定された値とし，39（給電指令の実施等）(2)イ，ロ，ハまたはトによって出力の抑制を実施した場合

現　行（2024年10月１日実施）	変　更　後（2025年４月１日実施予定）
の給電指令時補給および39（給電指令の実施等）⑵ホによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，零といたします。 発電量調整受電計画差対応補給電力量 ＝発電量調整受電計画電力量－発電量調整受電電力量	の給電指令時補給および39（給電指令の実施等）⑵ホによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，零といたします。 発電量調整受電計画差対応補給電力量 ＝発電量調整受電計画電力量－発電量調整受電電力量
⑹　発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が，39（給電指令の実施等）⑵へによる出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）と一致または上回り，かつ，39（給電指令の実施等）⑵へによる出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）に39（給電指令の実施等）⑵ホによる出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）を加えた値を下回る場合 39（給電指令の実施等）⑵へによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，39（給電指令の実施等）⑵へによる出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）とし，39（給電指令の実施等）⑵ホによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，次の式により算定された値とし，39（給電指令の実施等）⑵イ，ロ，ハまたはトによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，零といたします。 発電量調整受電計画差対応補給電力量 ＝発電量調整受電計画電力量 －39（給電指令の実施等）⑵へによる出力抑制対象電力量 －発電量調整受電電力量	⑹　発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が，39（給電指令の実施等）⑵へによる出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）と一致または上回り，かつ，39（給電指令の実施等）⑵へによる出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）に39（給電指令の実施等）⑵ホによる出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）を加えた値を下回る場合 39（給電指令の実施等）⑵へによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，39（給電指令の実施等）⑵へによる出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）とし，39（給電指令の実施等）⑵ホによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，次の式により算定された値とし，39（給電指令の実施等）⑵イ，ロ，ハまたはトによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，零といたします。 発電量調整受電計画差対応補給電力量 ＝発電量調整受電計画電力量 －39（給電指令の実施等）⑵へによる出力抑制対象電力量 －発電量調整受電電力量
⑹　発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が，39（給電指令の実施等）⑵へによる出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）に39（給電指令の実施等）⑵ホによる出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）を加えた値と一致または上回る場合 39（給電指令の実施等）⑵ホによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，39（給電指令の実施等）⑵ホによる出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）とし，39（給電指令の実施等）⑵へによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画	⑹　発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が，39（給電指令の実施等）⑵へによる出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）に39（給電指令の実施等）⑵ホによる出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）を加えた値と一致または上回る場合 39（給電指令の実施等）⑵ホによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，39（給電指令の実施等）⑵ホによる出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）とし，39（給電指令の実施等）⑵へによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画

現　行（2024年10月１日実施）	変　更　後（2025年４月１日実施予定）
差対応補給電力量は，39（給電指令の実施等）⑵へによる出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）とし，39（給電指令の実施等）⑵イ，ロ，ハまたはトによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，次の式により算定された値といたします。 発電量調整受電計画差対応補給電力量 ＝発電量調整受電計画電力量 －39（給電指令の実施等）⑵ホによる出力抑制対象電力量 －39（給電指令の実施等）⑵へによる出力抑制対象電力量 －発電量調整受電電力量	差対応補給電力量は，39（給電指令の実施等）⑵へによる出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）とし，39（給電指令の実施等）⑵イ，ロ，ハまたはトによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，次の式により算定された値といたします。 発電量調整受電計画差対応補給電力量 ＝発電量調整受電計画電力量 －39（給電指令の実施等）⑵ホによる出力抑制対象電力量 －39（給電指令の実施等）⑵へによる出力抑制対象電力量 －発電量調整受電電力量
リ　発電量調整受電計画差対応余剰電力量 発電量調整受電計画差対応余剰電力量は，31（電力および電力量の算定）⑵ロにかかわらず，30分ごとに，受電地点（配電事業者の約款に定める受電地点を含みます。）で計量された電力量の合計がその30分における発電量調整受電計画電力量を上回る場合に，30分ごとに，次の式により算定された値とし，発電バランシンググループごとに算定いたします。ただし，当社もしくは配電事業者が指定する要件を有する発電設備等であって別途当社もしくは配電事業者と給電指令時補給電力料金に関する契約を締結する設備に対して出力の抑制を実施し，当社もしくは配電事業者が給電指令時補給を行なった場合，39（給電指令の実施等）⑵イの場合で，原則として30分ごとの実需給の開始時刻の１時間前以降に発電量調整供給に係る発電設備等に対してＮ－１電制（配電事業者の約款に定めるＮ－１電制を含みます。）を実施し，当社もしくは配電事業者が給電指令時補給を行なったとき，39（給電指令の実施等）⑵ホの場合で，発電量調整供給に係る発電設備等に対して出力の抑制を実施し，当社もしくは配電事業者が給電指令時補給を行なったときまたは39（給電指令の実施等）⑵への場合で，ファーム電源（配電事業者の約款に定めるファーム電源を含みます。）に対して出力の抑制を実施し，当社もしくは配電事業者が給電指令時補給を行なったときは，発電量調整受電計画差対応余剰電力量の算定上，当該発電設備等の30分ごとの発電量調整受電計画電力量を当該受電地点における30分ごとの発電量調整受電電力量とみなします。この場合，当該発電設備等の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量の算定上，当該受電地点のみによる発電バランシンググループが設定されているとみなし，その発電量調整受電計画差対応補給電力量の算定は，チによるものといたします。 発電量調整受電計画差対応余剰電力量 ＝発電量調整受電電力量－発電量調整受電計画電力量	リ　発電量調整受電計画差対応余剰電力量 発電量調整受電計画差対応余剰電力量は，31（電力および電力量の算定）⑵ロにかかわらず，30分ごとに，受電地点（配電事業者の約款に定める受電地点を含みます。）で計量された電力量の合計がその30分における発電量調整受電計画電力量を上回る場合に，30分ごとに，次の式により算定された値とし，発電バランシンググループごとに算定いたします。ただし，当社もしくは配電事業者が指定する要件を有する発電設備等であって別途当社もしくは配電事業者と給電指令時補給電力料金に関する契約を締結する設備に対して出力の抑制を実施し，当社もしくは配電事業者が給電指令時補給を行なった場合，39（給電指令の実施等）⑵イの場合で，原則として30分ごとの実需給の開始時刻の１時間前以降に発電量調整供給に係る発電設備等に対してＮ－１電制（配電事業者の約款に定めるＮ－１電制を含みます。）を実施し，当社もしくは配電事業者が給電指令時補給を行なったとき，39（給電指令の実施等）⑵ホの場合で，発電量調整供給に係る発電設備等に対して出力の抑制を実施し，当社もしくは配電事業者が給電指令時補給を行なったときまたは39（給電指令の実施等）⑵への場合で，ファーム電源（配電事業者の約款に定めるファーム電源を含みます。）に対して出力の抑制を実施し，当社もしくは配電事業者が給電指令時補給を行なったときは，発電量調整受電計画差対応余剰電力量の算定上，当該発電設備等の30分ごとの発電量調整受電計画電力量を当該受電地点における30分ごとの発電量調整受電電力量とみなします。この場合，当該発電設備等の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量の算定上，当該受電地点のみによる発電バランシンググループが設定されているとみなし，その発電量調整受電計画差対応補給電力量の算定は，チによるものといたします。 発電量調整受電計画差対応余剰電力量 ＝発電量調整受電電力量－発電量調整受電計画電力量
ヌ　接続対象計画差対応補給電力量	ヌ　接続対象計画差対応補給電力量

現　行（2024年10月１日実施）	変　更　後（2025年４月１日実施予定）
接続対象計画差対応補給電力量は，31（電力および電力量の算定）㉒にかかわらず，30分ごとの接続対象電力量（配電事業者の約款に定める接続対象電力量を含みます。）がその30分における接続対象計画電力量を上回る場合に，30分ごとに，次の式により算定された値といたします。ただし，接続対象計画差対応補給電力量の算定上，当社または配電事業者が調整負荷の使用に係る調整を行なった場合は，31（電力および電力量の算定）⑻にかかわらず，当該供給地点（配電事業者の約款に定める供給地点を含みます。）で計量された30分ごとの電力量に当社または配電事業者が行なった電気の使用に係る調整にもとづきその30分ごとに算定された値を加えた値を，当該供給地点におけるその30分ごとの接続供給電力量とみなし，接続対象電力量を算定いたします。 接続対象計画差対応補給電力量 ＝接続対象電力量－接続対象計画電力量	接続対象計画差対応補給電力量は，31（電力および電力量の算定）㉒にかかわらず，30分ごとの接続対象電力量（配電事業者の約款に定める接続対象電力量を含みます。）がその30分における接続対象計画電力量を上回る場合に，30分ごとに，次の式により算定された値といたします。ただし，接続対象計画差対応補給電力量の算定上，当社または配電事業者が調整負荷の使用に係る調整を行なった場合は，31（電力および電力量の算定）⑻にかかわらず，当該供給地点（配電事業者の約款に定める供給地点を含みます。）で計量された30分ごとの電力量に当社または配電事業者が行なった電気の使用に係る調整にもとづきその30分ごとに算定された値を加えた値を，当該供給地点におけるその30分ごとの接続供給電力量とみなし，接続対象電力量を算定いたします。 接続対象計画差対応補給電力量 ＝接続対象電力量－接続対象計画電力量
ル　接続対象計画差対応余剰電力量 接続対象計画差対応余剰電力量は，31（電力および電力量の算定）㉓にかかわらず，30分ごとの接続対象電力量（配電事業者の約款に定める接続対象電力量を含みます。）がその30分における接続対象計画電力量を下回る場合に，30分ごとに，次の式により算定された値といたします。ただし，接続対象計画差対応余剰電力量の算定上，当社または配電事業者が調整負荷の使用に係る調整を行なった場合は，31（電力および電力量の算定）⑻にかかわらず，当該供給地点（配電事業者の約款に定める供給地点を含みます。）で計量された30分ごとの電力量に当社または配電事業者が行なった電気の使用に係る調整にもとづきその30分ごとに算定された値を加えた値を，当該供給地点におけるその30分ごとの接続供給電力量とみなし，接続対象電力量を算定いたします。 接続対象計画差対応余剰電力量 ＝接続対象計画電力量－接続対象電力量	ル　接続対象計画差対応余剰電力量 接続対象計画差対応余剰電力量は，31（電力および電力量の算定）㉓にかかわらず，30分ごとの接続対象電力量（配電事業者の約款に定める接続対象電力量を含みます。）がその30分における接続対象計画電力量を下回る場合に，30分ごとに，次の式により算定された値といたします。ただし，接続対象計画差対応余剰電力量の算定上，当社または配電事業者が調整負荷の使用に係る調整を行なった場合は，31（電力および電力量の算定）⑻にかかわらず，当該供給地点（配電事業者の約款に定める供給地点を含みます。）で計量された30分ごとの電力量に当社または配電事業者が行なった電気の使用に係る調整にもとづきその30分ごとに算定された値を加えた値を，当該供給地点におけるその30分ごとの接続供給電力量とみなし，接続対象電力量を算定いたします。 接続対象計画差対応余剰電力量 ＝接続対象計画電力量－接続対象電力量
ヲ　需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量 需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量は，31（電力および電力量の算定）㉔にかかわらず，30分ごとの需要抑制量調整受電電力量（配電事業者の約款に定める需要抑制量調整受電電力量を含みます。）がその30分における需要抑制量調整受電計画電力量を下回る場合に，需要抑制バランシンググループごとに，30分ごとに，次の式により算定された値の合計といたします。ただし，需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量の算定上，当社または配電事業者が調整負荷の使用に係る調整を行なった場合は，31（電力および電力量の算定）⑭イまたはロにかかわらず，当該需要場所（配電事業者の約款に定める需要場所を含みます。）に係る接続供給電力量を損失率で修正した値	ヲ　需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量 需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量は，31（電力および電力量の算定）㉔にかかわらず，30分ごとの需要抑制量調整受電電力量（配電事業者の約款に定める需要抑制量調整受電電力量を含みます。）がその30分における需要抑制量調整受電計画電力量を下回る場合に，需要抑制バランシンググループごとに，30分ごとに，次の式により算定された値の合計といたします。ただし，需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量の算定上，当社または配電事業者が調整負荷の使用に係る調整を行なった場合は，31（電力および電力量の算定）⑭イまたはロにかかわらず，当該需要場所（配電事業者の約款に定める需要場所を含みます。）に係る接続供給電力量を損失率で修正した値

現　行（2024年10月１日実施）	変　更　後（2025年４月１日実施予定）
が，ベースラインを上回るとき，またはベースラインを下回り，かつ，ベースラインから需要抑制量調整受電計画電力量を差し引いた値を上回るときは，当該需要場所に係る需要抑制量調整受電計画電力量を当該需要場所に係る需要抑制量調整受電電力量とみなします。 需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量 ＝需要抑制量調整受電計画電力量－需要抑制量調整受電電力量 ただし，需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量の算定方法として31（電力および電力量の算定）⑭ロを適用し，かつ，配電事業者の約款に定める需要抑制量調整受電計画電力量を上限としない算定方法を適用している場合で，30分ごとの需要抑制量調整受電電力量が零となるときの上式は，次のとおりといたします。 需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量 ＝需要抑制量調整受電計画電力量 ＋ $\frac{\text{接続供給電力量}}{\{1-\text{損失率(32〔損失率〕に定める損失率といたします。)}\}}$ －ベースライン	が，ベースラインを上回るとき，またはベースラインを下回り，かつ，ベースラインから需要抑制量調整受電計画電力量を差し引いた値を上回るときは，当該需要場所に係る需要抑制量調整受電計画電力量を当該需要場所に係る需要抑制量調整受電電力量とみなします。 需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量 ＝需要抑制量調整受電計画電力量－需要抑制量調整受電電力量 ただし，需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量の算定方法として31（電力および電力量の算定）⑭ロを適用し，かつ，配電事業者の約款に定める需要抑制量調整受電計画電力量を上限としない算定方法を適用している場合で，30分ごとの需要抑制量調整受電電力量が零となるときの上式は，次のとおりといたします。 需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量 ＝需要抑制量調整受電計画電力量 ＋ $\frac{\text{接続供給電力量}}{\{1-\text{損失率(32〔損失率〕に定める損失率といたします。)}\}}$ －ベースライン
ワ　需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量 需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量は，31（電力および電力量の算定）㉕にかかわらず，30分ごとの需要抑制量調整受電電力量（配電事業者の約款に定める需要抑制量調整受電電力量を含みます。）がその30分における需要抑制量調整受電計画電力量を上回る場合に，需要抑制バランシンググループごとに，30分ごとに，次の式により算定された値の合計といたします。ただし，需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量の算定上，当社または配電事業者が調整負荷の使用に係る調整を行なった場合は，31（電力および電力量の算定）⑭ロにかかわらず，当該需要場所（配電事業者の約款に定める需要場所を含みます。）に係る接続供給電力量を損失率で修正した値が，ベースラインの値から需要抑制量調整受電計画電力量を差し引いた値を下回るときは，当該需要場所に係る需要抑制量調整受電計画電力量を当該需要場所に係る需要抑制量調整受電電力量とみなします。 需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量 ＝需要抑制量調整受電電力量－需要抑制量調整受電計画電力量	ワ　需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量 需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量は，31（電力および電力量の算定）㉕にかかわらず，30分ごとの需要抑制量調整受電電力量（配電事業者の約款に定める需要抑制量調整受電電力量を含みます。）がその30分における需要抑制量調整受電計画電力量を上回る場合に，需要抑制バランシンググループごとに，30分ごとに，次の式により算定された値の合計といたします。ただし，需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量の算定上，当社または配電事業者が調整負荷の使用に係る調整を行なった場合は，31（電力および電力量の算定）⑭ロにかかわらず，当該需要場所（配電事業者の約款に定める需要場所を含みます。）に係る接続供給電力量を損失率で修正した値が，ベースラインの値から需要抑制量調整受電計画電力量を差し引いた値を下回るときは，当該需要場所に係る需要抑制量調整受電計画電力量を当該需要場所に係る需要抑制量調整受電電力量とみなします。 需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量 ＝需要抑制量調整受電電力量－需要抑制量調整受電計画電力量
⑹　託送供給等の実施 イ　接続供給の場合，契約者は，別表10（需要計画・調達計画・販売計画）の需要想定値および需要想定値に対する調達計画・販売計画における接続対象電力または接続対象電力量に，配電事業者の約款に定める接続対象電力または接続対象電力量を含めていただきます。 ロ　発電量調整供給の場合，発電契約者は，別表11（発電計画・調達計画・販売計画）の発電計画および調達計画・販売計画における発電量調整受電電力または発電量調整受電電力量に，配電事業者の約款に定める発電量調整受電電力または発電量調整受電電力量を含めていただ	⑹　託送供給等の実施 イ　接続供給の場合，契約者は，別表10（需要計画・調達計画・販売計画）の需要想定値および需要想定値に対する調達計画・販売計画における接続対象電力または接続対象電力量に，配電事業者の約款に定める接続対象電力または接続対象電力量を含めていただきます。 ロ　発電量調整供給の場合，発電契約者は，別表11（発電計画・調達計画・販売計画）の発電計画および調達計画・販売計画における発電量調整受電電力または発電量調整受電電力量に，配電事業者の約款に定める発電量調整受電電力または発電量調整受電電力量を含めていただ

現　行（2024年10月１日実施）	変　更　後（2025年４月１日実施予定）
きます。 ハ　需要抑制量調整供給の場合，需要抑制契約者は，別表12（需要抑制計画・調達計画・販売計画・ベースライン）の需要抑制計画および調達計画・販売計画における需要抑制量調整受電電力または需要抑制量調整受電電力量に，配電事業者の約款に定める需要抑制量調整受電電力または需要抑制量調整受電電力量を含めていただきます。 (7)　解　　約　　等 当社は，契約者，発電契約者または需要抑制契約者が次のいずれかに該当し，当社が契約者，発電契約者または需要抑制契約者にその改善を求めた場合で，40（適正契約の保持等）に定める適正契約への変更および適正な使用状態，発電・放電状態または需要抑制状態への修正に応じていただけないときには，55（解約等）(1)ハ(ｲ)，(ﾛ)，(ﾊ)または(ﾆ)にかかわらず，接続供給契約，振替供給契約，発電量調整供給契約または需要抑制量調整供給契約を解約することがあります。 イ　託送供給の場合は，８（契約の要件）(1)を，発電量調整供給の場合は，８（契約の要件）(2)を，需要抑制量調整供給の場合は，８（契約の要件）(4)ロ，ハ，ニもしくはホまたは(2)を欠くに至った場合 ロ　接続供給の場合で，頻繁に接続対象電力量（配電事業者の約款に定める接続対象電力量を含みます。）と接続対象計画電力量との間に著しい差が生じるとき。 ハ　発電量調整供給の場合で，頻繁に発電量調整受電電力量（配電事業者の約款に定める発電量調整受電電力量を含みます。）と発電量調整受電計画電力量との間に著しい差が生じるとき。 ニ　需要抑制量調整供給の場合で，頻繁に需要抑制量調整受電電力量（配電事業者の約款に定める需要抑制量調整受電電力量を含みます。）と需要抑制量調整受電計画電力量との間に著しい差が生じるとき。 (8)　発電量調整供給契約についての特別措置（再生可能エネルギー発電設備） イ　契約者が特定契約を締結している場合もしくは特定送配電事業者が特定契約を締結している場合または契約者が当社または配電事業者と再生可能エネルギー電気卸供給契約を締結し，指定した再生可能エネルギー発電設備から電気を調達する場合は，附則４（発電量調整供給契約についての特別措置〔再生可能エネルギー発電設備〕）(1)にかかわらず，原則として，当社の供給区域においては契約者または特定送配電事業者と当社との間で，配電事業者の供給区域においては契約者または特定送配電事業者と配電事業者との間で発電量調整供給契約を締結し，特例発電バランシンググループを設定していただきます。この場合，契約者が締結する特定契約に係る発電設備，特定送配電事業者が締結する特定契約に係る発電設備および当社または配電事業者と	きます。 ハ　需要抑制量調整供給の場合，需要抑制契約者は，別表12（需要抑制計画・調達計画・販売計画・ベースライン）の需要抑制計画および調達計画・販売計画における需要抑制量調整受電電力または需要抑制量調整受電電力量に，配電事業者の約款に定める需要抑制量調整受電電力または需要抑制量調整受電電力量を含めていただきます。 (7)　解　　約　　等 当社は，契約者，発電契約者または需要抑制契約者が次のいずれかに該当し，当社が契約者，発電契約者または需要抑制契約者にその改善を求めた場合で，40（適正契約の保持等）に定める適正契約への変更および適正な使用状態，発電・放電状態または需要抑制状態への修正に応じていただけないときには，55（解約等）(1)ハ(ｲ)，(ﾛ)，(ﾊ)または(ﾆ)にかかわらず，接続供給契約，振替供給契約，発電量調整供給契約または需要抑制量調整供給契約を解約することがあります。 イ　託送供給の場合は，８（契約の要件）(1)を，発電量調整供給の場合は，８（契約の要件）(2)を，需要抑制量調整供給の場合は，８（契約の要件）(4)ロ，ハ，ニもしくはホまたは(2)を欠くに至った場合 ロ　接続供給の場合で，頻繁に接続対象電力量（配電事業者の約款に定める接続対象電力量を含みます。）と接続対象計画電力量との間に著しい差が生じるとき。 ハ　発電量調整供給の場合で，頻繁に発電量調整受電電力量（配電事業者の約款に定める発電量調整受電電力量を含みます。）と発電量調整受電計画電力量との間に著しい差が生じるとき。 ニ　需要抑制量調整供給の場合で，頻繁に需要抑制量調整受電電力量（配電事業者の約款に定める需要抑制量調整受電電力量を含みます。）と需要抑制量調整受電計画電力量との間に著しい差が生じるとき。 (8)　発電量調整供給契約についての特別措置（再生可能エネルギー発電設備） イ　契約者が特定契約を締結している場合もしくは特定送配電事業者が特定契約を締結している場合または契約者が当社または配電事業者と再生可能エネルギー電気卸供給契約を締結し，指定した再生可能エネルギー発電設備から電気を調達する場合は，附則４（発電量調整供給契約についての特別措置〔再生可能エネルギー発電設備〕）(1)にかかわらず，原則として，当社の供給区域においては契約者または特定送配電事業者と当社との間で，配電事業者の供給区域においては契約者または特定送配電事業者と配電事業者との間で発電量調整供給契約を締結し，特例発電バランシンググループを設定していただきます。この場合，契約者が締結する特定契約に係る再生可能エネルギー発電設備，特定送配電事業者が締結する特定契約に係る再生可能エネルギー

現　行（2024年10月１日実施）	変　更　後（2025年４月１日実施予定）
の再生可能エネルギー電気卸供給契約に係る発電設備は，同一のバランシンググループに属することはできないものといたします。	発電設備および当社または配電事業者との再生可能エネルギー電気卸供給契約に係る再生可能エネルギー発電設備は，同一のバランシンググループに属することはできないものといたします。
ロ　イにより発電量調整供給契約を締結する場合において，契約者（特定送配電事業者が契約者となる場合を除きます。）が希望されるときは，契約者の指定する発電バランシンググループ（当該発電バランシンググループにおける特定契約が2016年４月１日以降に締結され，かつ，バイオマス発電設備であって化石燃料を混焼するもの〔再生可能エネルギー特別措置法施行規則第14条第８号ニに定める地域資源バイオマス発電設備を除きます。〕であるときを除きます。）に係る料金および必要となるその他の供給条件は次のとおりといたします。	ロ　イにより発電量調整供給契約を締結する場合において，契約者（特定送配電事業者が契約者となる場合を除きます。）が希望されるときは，契約者の指定する発電バランシンググループ（当該発電バランシンググループにおける特定契約が2016年４月１日以降に締結され，かつ，バイオマス発電設備であって化石燃料を混焼するもの〔再生可能エネルギー特別措置法施行規則第14条第８号ニに定める地域資源バイオマス発電設備を除きます。〕であるときを除きます。）に係る料金および必要となるその他の供給条件は次のとおりといたします。
⑴　発電量調整供給に係る料金は，附則４（発電量調整供給契約についての特別措置〔再生可能エネルギー発電設備〕）⑸ロにかかわらず，18（料金）⑵に定める料金，⑷により算定されるインバランスリスク料および再生可能エネルギー予測誤差対応調整力確保料といたします。ただし，契約者が当社または配電事業者と再生可能エネルギー電気卸供給契約を締結し，指定した再生可能エネルギー発電設備から電気を調達する場合は，インバランスリスク料および再生可能エネルギー予測誤差対応調整力確保料は申し受けません。	⑴　発電量調整供給に係る料金は，附則４（発電量調整供給契約についての特別措置〔再生可能エネルギー発電設備〕）⑸ロにかかわらず，18（料金）⑵に定める料金，⑷により算定されるインバランスリスク料および再生可能エネルギー予測誤差対応調整力確保料といたします。ただし，契約者が当社または配電事業者と再生可能エネルギー電気卸供給契約を締結し，指定した再生可能エネルギー発電設備から電気を調達する場合は，インバランスリスク料および再生可能エネルギー予測誤差対応調整力確保料は申し受けません。
⑷　インバランスリスク料は，附則４（発電量調整供給契約についての特別措置〔再生可能エネルギー発電設備〕）⑸ホにかかわらず，特例発電バランシンググループにおける30分ごとの発電量調整受電電力量（配電事業者の約款に定める発電量調整受電電力量を含みます。）にインバランスリスク単価を適用してえられる金額のその１月の合計（合計額が負となる場合は零といたします。）といたします。また，再生可能エネルギー予測誤差対応調整力確保料は，特例発電バランシンググループにおける30分ごとの発電量調整受電電力量（配電事業者の約款に定める発電量調整受電電力量を含みます。）に，再生可能エネルギー予測誤差対応単価を適用してえられる金額のその１月の合計といたします。	⑷　インバランスリスク料は，附則４（発電量調整供給契約についての特別措置〔再生可能エネルギー発電設備〕）⑸ホにかかわらず，特例発電バランシンググループにおける30分ごとの発電量調整受電電力量（配電事業者の約款に定める発電量調整受電電力量を含みます。）にインバランスリスク単価を適用してえられる金額のその１月の合計（合計額が負となる場合は零といたします。）といたします。また，再生可能エネルギー予測誤差対応調整力確保料は，特例発電バランシンググループにおける30分ごとの発電量調整受電電力量（配電事業者の約款に定める発電量調整受電電力量を含みます。）に，再生可能エネルギー予測誤差対応単価を適用してえられる金額のその１月の合計といたします。
⑸　当社は，附則４（発電量調整供給契約についての特別措置〔再生可能エネルギー発電設備〕）⑸トにかかわらず，30分ごとの契約者が締結する特定契約または当社，配電事業者もしくは特定送配電事業者との再生可能エネルギー電気卸供給契約に係る発電量調整受電計画電力量を決定し，原則として発電量調整供給実施日の前々日の午後４時までに契約者に通知いたします。 　また，当社は，当該発電量調整受電計画電力量の見直しを行ない，変更後の発電量調整受電計画電力量を決定し，原則として発電量調整供給実施日の前日午前６時までに契約者に再通知いたします。 　なお，契約者は，必要に応じて発電量調整受電計画電力量の決定	⑸　当社は，附則４（発電量調整供給契約についての特別措置〔再生可能エネルギー発電設備〕）⑸トにかかわらず，30分ごとの契約者が締結する特定契約または当社，配電事業者もしくは特定送配電事業者との再生可能エネルギー電気卸供給契約に係る発電量調整受電計画電力量を決定し，原則として発電量調整供給実施日の前々日の午後４時までに契約者に通知いたします。 　また，当社は，当該発電量調整受電計画電力量の見直しを行ない，変更後の発電量調整受電計画電力量を決定し，原則として発電量調整供給実施日の前日午前６時までに契約者に再通知いたします。 　なお，契約者は，必要に応じて発電量調整受電計画電力量の決定

現　行（2024年10月１日実施）	変　更　後（2025年４月１日実施予定）
に必要となる事項に関する文書を当社に提出していただきます。	に必要となる事項に関する文書を当社に提出していただきます。
㈡　ローカル系統における電気の潮流が系統安定度等にもとづき算定される運用可能な容量を超過し，または超過するおそれがある場合で，当社または配電事業者がノンファーム電源（配電事業者の約款に定めるノンファーム電源を含みます。）の出力の抑制に係る通知を発電者または契約者に行なったときは，㈠にかかわらず，契約者は，発電量調整受電計画電力量の見直しを行なっていただきます。	㈡　ローカル系統における電気の潮流が系統安定度等にもとづき算定される運用可能な容量を超過し，または超過するおそれがある場合で，当社または配電事業者がノンファーム電源（配電事業者の約款に定めるノンファーム電源を含みます。）の出力の抑制に係る通知を発電者または契約者に行なったときは，㈠にかかわらず，契約者は，発電量調整受電計画電力量の見直しを行なっていただきます。
ハ　イにより発電量調整供給契約を締結する場合において，契約者が当社または配電事業者と再生可能エネルギー電気卸供給契約を締結し，指定した再生可能エネルギー発電設備から電気を調達するときの契約者の指定する発電バランシンググループ（ロにおいて，契約者が希望される場合を除きます。）に係るインバランスリスク料は，附則４（発電量調整供給契約についての特別措置〔再生可能エネルギー発電設備〕）⑹ロにかかわらず，特例発電バランシンググループにおける30分ごとの発電量調整受電電力量（配電事業者の約款に定める発電量調整受電電力量を含みます。）にインバランスリスク単価を適用してえられる金額のその１月の合計（合計額が負となる場合は零といたします。）といたします。	ハ　イにより発電量調整供給契約を締結する場合において，契約者が当社または配電事業者と再生可能エネルギー電気卸供給契約を締結し，指定した再生可能エネルギー発電設備から電気を調達するときの契約者の指定する発電バランシンググループ（ロにおいて，契約者が希望される場合を除きます。）に係るインバランスリスク料は，附則４（発電量調整供給契約についての特別措置〔再生可能エネルギー発電設備〕）⑹ロにかかわらず，特例発電バランシンググループにおける30分ごとの発電量調整受電電力量（配電事業者の約款に定める発電量調整受電電力量を含みます。）にインバランスリスク単価を適用してえられる金額のその１月の合計（合計額が負となる場合は零といたします。）といたします。
⑼　離島についての特別措置	⑼　離島についての特別措置
イ　発電量調整受電計画差対応補給電力料金単価等	イ　発電量調整受電計画差対応補給電力料金単価等
離島における発電量調整受電計画差対応補給電力料金単価，接続対象計画差対応補給電力料金単価，需要抑制量調整受電計画差対応補給電力料金単価または給電指令時補給電力料金単価については，⑷イ㈡ａ㈢，⑷ロ㈡ａ㈢，⑷ハ㈡ａ㈢または⑷ニ㈠ｄもしくは⑷ニ㈡ｄにかかわらず，次のとおりといたします。	離島における発電量調整受電計画差対応補給電力料金単価，接続対象計画差対応補給電力料金単価，需要抑制量調整受電計画差対応補給電力料金単価または給電指令時補給電力料金単価については，⑷イ㈡ａ㈢，⑷ロ㈡ａ㈢，⑷ハ㈡ａ㈢または⑷ニ㈠ｄもしくは⑷ニ㈡ｄにかかわらず，次のとおりといたします。
１キロワット時につき　４５円６０銭	１キロワット時につき　４５円６０銭
ただし，当社もしくは配電事業者が指定する要件を有する発電設備等またはファーム電源（配電事業者の約款に定めるファーム電源を含みます。）であって別途当社もしくは配電事業者と給電指令時補給電力料金に関する契約を締結する設備に係る給電指令時補給電力料金単価は，当該契約によるものといたします。	ただし，当社もしくは配電事業者が指定する要件を有する発電設備等またはファーム電源（配電事業者の約款に定めるファーム電源を含みます。）であって別途当社もしくは配電事業者と給電指令時補給電力料金に関する契約を締結する設備に係る給電指令時補給電力料金単価は，当該契約によるものといたします。
ロ　発電量調整受電計画差対応余剰電力料金単価等	ロ　発電量調整受電計画差対応余剰電力料金単価等
離島における発電量調整受電計画差対応余剰電力料金単価，接続対象計画差対応余剰電力料金単価または需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力料金単価については，⑷イ㈡ｂ㈢，⑷ロ㈡ｂ㈢または⑷ハ㈡ｂ㈢にかかわらず，次のとおりといたします。	離島における発電量調整受電計画差対応余剰電力料金単価，接続対象計画差対応余剰電力料金単価または需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力料金単価については，⑷イ㈡ｂ㈢，⑷ロ㈡ｂ㈢または⑷ハ㈡ｂ㈢にかかわらず，次のとおりといたします。

現　行（2024年10月１日実施）	変　更　後（2025年４月１日実施予定）
１キロワット時につき　１７円７９銭	１キロワット時につき　１７円７９銭
⑽　給電指令時補給電力料金に係る特別措置 39（給電指令の実施等）⑵への場合で，みなしファーム電源（配電事業者の約款に定めるみなしファーム電源を含みます。）に対して出力の抑制を実施したときは，⑷ニ(ﾛ)ｄ，⑸チおよび⑸リにおいて，当該発電設備等をファーム電源として取り扱います。 ⑾　その他の事項については，この約款および配電事業者の約款に準ずるものといたします。	⑽　給電指令時補給電力料金に係る特別措置 39（給電指令の実施等）⑵への場合で，みなしファーム電源（配電事業者の約款に定めるみなしファーム電源を含みます。）に対して出力の抑制を実施したときは，⑷ニ(ﾛ)ｄ，⑸チおよび⑸リにおいて，当該発電設備等をファーム電源として取り扱います。 ⑾　その他の事項については，この約款および配電事業者の約款に準ずるものといたします。
16　Ｎ－１電制の実施についての特別措置 ⑴　当社は，39（給電指令の実施等）⑵イの場合で，発電量調整供給に係る発電設備等であって当社が特定契約を締結する再生可能エネルギー発電設備に対してＮ－１電制を実施したときは，39（給電指令の実施等）⑾にかかわらず，Ｎ－１電制時調達不足電力量の調達に要した費用の実費相当額から，30分ごとのＮ－１電制時調達不足電力量に再生可能エネルギー特別措置法施行規則第13条の３の４に定める回避可能費用単価（以下「回避可能費用単価」といいます。）に消費税等相当額を加えた金額を乗じてえた金額を差し引いた金額について，電力広域的運営推進機関が認める範囲においてＮ－１電制オペレーション費用として契約者にお支払いいたします。 ⑵　当社は，39（給電指令の実施等）⑵イの場合で，発電量調整供給に係る発電設備等であって契約者または特定送配電事業者が特定契約を締結する再生可能エネルギー発電設備に対してＮ－１電制を実施したときは，39（給電指令の実施等）⑾にかかわらず，Ｎ－１電制時調達不足電力量の調達に要した費用の実費相当額に，Ｎ－１電制が実施された発電設備を再度起動するために要した燃料費等の費用の実費およびＮ－１電制時調達不足電力量に当該特定契約に係る再生可能エネルギー特別措置法第３条第２項または第８条第１項に定める調達価格を乗じてえた金額を加えた金額から，Ｎ－１電制が実施されなかったとしたときにその発電設備がＮ－１電制時調達不足電力量を発電するのに要したであろう費用に相当する金額および30分ごとのＮ－１電制時調達不足電力量に回避可能費用単価に消費税等相当額を加えた金額を乗じてえた金額を差し引いた金額について，電力広域的運営推進機関が認める範囲においてＮ－１電制オペレーション費用として契約者または特定送配電事業者にお支払いいたします。 ⑶　当社は，39（給電指令の実施等）⑵イの場合で，発電量調整供給に係る発電設備等であって再生可能エネルギー特別措置法第２条の２第１項	**16　Ｎ－１電制の実施についての特別措置** ⑴　当社は，39（給電指令の実施等）⑵イの場合で，発電量調整供給に係る発電設備等であって当社が特定契約を締結する再生可能エネルギー発電設備に対してＮ－１電制を実施したときは，39（給電指令の実施等）~~⑾~~⑼にかかわらず，Ｎ－１電制時調達不足電力量の調達に要した費用の実費相当額から，30分ごとのＮ－１電制時調達不足電力量に再生可能エネルギー特別措置法施行規則第13条の３の４に定める回避可能費用単価（以下「回避可能費用単価」といいます。）に消費税等相当額を加えた金額を乗じてえた金額を差し引いた金額について，電力広域的運営推進機関が認める範囲においてＮ－１電制オペレーション費用として契約者にお支払いいたします。 ⑵　当社は，39（給電指令の実施等）⑵イの場合で，発電量調整供給に係る発電設備等であって契約者または特定送配電事業者が特定契約を締結する再生可能エネルギー発電設備に対してＮ－１電制を実施したときは，39（給電指令の実施等）~~⑾~~⑼にかかわらず，Ｎ－１電制時調達不足電力量の調達に要した費用の実費相当額に，Ｎ－１電制が実施された発電設備等を再度起動するために要した燃料費等の費用の実費およびＮ－１電制時調達不足電力量に当該特定契約に係る再生可能エネルギー特別措置法第３条第２項または第８条第１項に定める調達価格を乗じてえた金額を加えた金額から，Ｎ－１電制が実施されなかったとしたときにその発電設備等がＮ－１電制時調達不足電力量を発電または放電するのに要したであろう費用に相当する金額および30分ごとのＮ－１電制時調達不足電力量に回避可能費用単価に消費税等相当額を加えた金額を乗じてえた金額を差し引いた金額について，電力広域的運営推進機関が認める範囲においてＮ－１電制オペレーション費用として契約者または特定送配電事業者にお支払いいたします。 ⑶　当社は，39（給電指令の実施等）⑵イの場合で，発電量調整供給に係る発電設備等であって再生可能エネルギー特別措置法第２条の２第１項

現　行（2024年10月１日実施）	変　更　後（2025年４月１日実施予定）
に定める市場取引等により再生可能エネルギー電気を供給する事業に係る発電設備に対してＮ－１電制を実施したときは，39（給電指令の実施等）⑾にかかわらず，Ｎ－１電制時調達不足電力量の調達に要した費用の実費相当額に，Ｎ－１電制が実施された発電設備を再度起動するために要した燃料費等の費用の実費およびＮ－１電制時調達不足電力量に応じてえられる供給促進交付金の金額（再生可能エネルギー特別措置法第２条の４にもとづき算定される金額をいいます。）を加えた金額から，Ｎ－１電制が実施されなかったとしたときにその発電設備がＮ－１電制時調達不足電力量を発電するのに要したであろう費用に相当する金額を差し引いた金額について，電力広域的運営推進機関が認める範囲においてＮ－１電制オペレーション費用として発電契約者にお支払いいたします。	に定める市場取引等により再生可能エネルギー電気を供給する事業に係る発電設備等に対してＮ－１電制を実施したときは，39（給電指令の実施等）~~⑾~~(9)にかかわらず，Ｎ－１電制時調達不足電力量の調達に要した費用の実費相当額に，Ｎ－１電制が実施された発電設備等を再度起動するために要した燃料費等の費用の実費およびＮ－１電制時調達不足電力量に応じてえられる供給促進交付金の金額（再生可能エネルギー特別措置法第２条の４にもとづき算定される金額をいいます。）を加えた金額から，Ｎ－１電制が実施されなかったとしたときにその発電設備等がＮ－１電制時調達不足電力量を発電または放電するのに要したであろう費用に相当する金額を差し引いた金額について，電力広域的運営推進機関が認める範囲においてＮ－１電制オペレーション費用として発電契約者にお支払いいたします。
17　系統連系受電サービス等についての特別措置	**17　系統連系受電サービス等についての特別措置**
⑴　発電場所が，次のいずれかに該当する場合，系統連系受電課金対象電力および契約超過受電電力は，22（系統連系受電サービス）⑵ロおよびハならびに41（契約超過金）⑵ロおよびハに準じて定めます。 なお，系統連系受電課金対象電力および契約超過受電電力の算定上，次に定める比を，22（系統連系受電サービス）⑵ロおよび41（契約超過金）⑵ロに定める契約受電電力の比とみなします。 また，発電場所がイ㈠に該当する場合，22（系統連系受電サービス）⑶イの基本料金および22（系統連系受電サービス）⑶ハ㈠の系統設備効率化割引額の算定上，まったく発電または放電しない場合とは，１月においてイ㈠における当社が無償で受電している電気以外の電気をまったく発電または放電しない場合をいいます。 イ　発電設備が化石燃料を混焼するバイオマス発電設備以外の場合 ㈠　発電契約者と発電者との間の電力受給に関する契約および発電者と当社との間の特定契約等が締結されている場合 発電契約者と当社との間の発電量調整供給契約に定める契約受電電力と発電者と当社との間の特定契約等に係る電力受給に関する契約に定める契約受電電力の比 ㈡　発電契約者と発電者との間の電力受給に関する契約および発電者と当社との間の一時調達契約が締結されている場合 発電契約者と当社との間の発電量調整供給契約に定める契約受電電力と発電者と当社との間の一時調達契約に係る電力受給に関する契約に定める契約受電電力の比 ㈢　発電契約者と発電者との間の電力受給に関する契約が締結され，かつ，当該発電場所が発電量調整供給契約に属さないこととなった場合または発電者と当社との間の特定契約等が消滅した場合で，接続された電気を当社が無償で受電しているとき。	⑴　発電場所が，次のいずれかに該当する場合，系統連系受電課金対象電力および契約超過受電電力は，22（系統連系受電サービス）⑵ロおよびハならびに41（契約超過金）⑵ロおよびハに準じて定めます。 なお，系統連系受電課金対象電力および契約超過受電電力の算定上，次に定める比を，22（系統連系受電サービス）⑵ロおよび41（契約超過金）⑵ロに定める契約受電電力の比とみなします。 また，発電場所がイ㈠に該当する場合，22（系統連系受電サービス）⑶イの基本料金および22（系統連系受電サービス）⑶ハ㈠の系統設備効率化割引額の算定上，まったく発電または放電しない場合とは，１月においてイ㈠における当社が無償で受電している電気以外の電気をまったく発電または放電しない場合をいいます。 イ　発電設備が化石燃料を混焼するバイオマス発電設備以外の場合 ㈠　発電契約者と発電者との間の電力受給に関する契約および発電者と当社との間の特定契約等が締結されている場合 発電契約者と当社との間の発電量調整供給契約に定める契約受電電力と発電者と当社との間の特定契約等に係る電力受給に関する契約に定める契約受電電力の比 ㈡　発電契約者と発電者との間の電力受給に関する契約および発電者と当社との間の一時調達契約が締結されている場合 発電契約者と当社との間の発電量調整供給契約に定める契約受電電力と発電者と当社との間の一時調達契約に係る電力受給に関する契約に定める契約受電電力の比 ㈢　発電契約者と発電者との間の電力受給に関する契約が締結され，かつ，当該発電場所が発電量調整供給契約に属さないこととなった場合または発電者と当社との間の特定契約等が消滅した場合で，接続された電気を当社が無償で受電しているとき。

現　行（2024年10月１日実施）	変　更　後（2025年４月１日実施予定）
発電契約者と当社との間の発電量調整供給契約に定める契約受電電力と発電量調整供給契約に属さないこととなった場合の直前の当該発電量調整供給契約に定める契約受電電力または発電者と当社との間の特定契約等が消滅した場合の直前の当該契約に係る電力受給に関する契約に定める契約受電電力の比	発電契約者と当社との間の発電量調整供給契約に定める契約受電電力と発電量調整供給契約に属さないこととなった場合の直前の当該発電量調整供給契約に定める契約受電電力または発電者と当社との間の特定契約等が消滅した場合の直前の当該契約に係る電力受給に関する契約に定める契約受電電力の比
ロ　イ(イ)，(ロ)または(ハ)に該当する場合で，化石燃料を混焼するバイオマス発電設備のとき。 当該バイオマス発電設備の再生可能エネルギー特別措置法施行規則第４条の２第２項第９号イに定めるバイオマス比率（以下「認定バイオマス比率」といいます。） なお，認定バイオマス比率は，発電量調整供給契約の申込みに際して発電契約者から当社に通知していただきます。 また，認定バイオマス比率を変更する場合は，すみやかに変更後の認定バイオマス比率を発電契約者から当社に通知していただきます。 ただし，認定バイオマス比率を用いることが困難な場合は，附則４（発電量調整供給契約についての特別措置〔再生可能エネルギー発電設備〕）(8)イに定める当該バイオマス発電設備のバイオマス比率等を基準として，発電契約者または発電者と当社との協議によって定めた比率といたします。	ロ　イ(イ)，(ロ)または(ハ)に該当する場合で，化石燃料を混焼するバイオマス発電設備のとき。 当該バイオマス発電設備の再生可能エネルギー特別措置法施行規則第４条の２第２項第９号イに定めるバイオマス比率（以下「認定バイオマス比率」といいます。） なお，認定バイオマス比率は，発電量調整供給契約の申込みに際して発電契約者から当社に通知していただきます。 また，認定バイオマス比率を変更する場合は，すみやかに変更後の認定バイオマス比率を発電契約者から当社に通知していただきます。 ただし，認定バイオマス比率を用いることが困難な場合は，附則４（発電量調整供給契約についての特別措置〔再生可能エネルギー発電設備〕）(8)イに定める当該バイオマス発電設備のバイオマス比率等を基準として，発電契約者または発電者と当社との協議によって定めた比率といたします。
(2)　(1)の場合で，特定契約または一時調達契約等に係る電力受給に関する契約における金銭債務が当該契約における金銭債務の支払期日を経過してなお支払われず，当該契約を解約したときは，受電地点において同一計量する発電量調整供給に係る発電契約者または発電者からの申出がない場合であっても，系統連系受電契約は消滅するものとし，また，すべての発電契約者の発電量調整供給契約を変更していただくものといたします。 なお，この場合には，当社は，その旨を発電契約者または発電者に通知いたします。 また，発電契約者と同一の者である発電者の場合は，当該発電契約者との発電量調整供給契約は変更され，または消滅するものといたします。	(2)　(1)の場合で，特定契約または一時調達契約等に係る電力受給に関する契約における金銭債務が当該契約における金銭債務の支払期日を経過してなお支払われず，当該契約を解約したときは，受電地点において同一計量する発電量調整供給に係る発電契約者または発電者からの申出がない場合であっても，系統連系受電契約は消滅するものとし，また，すべての発電契約者の発電量調整供給契約を変更していただくものといたします。 なお，この場合には，当社は，その旨を発電契約者または発電者に通知いたします。 また，発電契約者と同一の者である発電者の場合は，当該発電契約者との発電量調整供給契約は変更され，または消滅するものといたします。
(3)　発電場所における発電出力（発電設備等の定格発電出力〔太陽光発電設備の場合は，太陽電池の合計出力とパワーコンディショナーの出力のいずれか小さい方の出力とし，パワーコンディショナーを複数台設置している場合は，各系列における太陽電池の合計出力とパワーコンディショナーの出力のいずれか小さい方の出力を合計した値といたします。〕をいいます。また，複数の発電設備等を使用する発電場所の場合は，当該複数の発電設備等の定格発電出力の合計値といたします。）または同時最大受電電力が10キロワット未満（発電場所が，(1)イ(ハ)またはロ〔(1)イ(ハ)に該当する場合に限ります。〕に該当する場合は，当社が無償で受電している電気以外の電気を発電または放電している発電設備等	(3)　発電場所における発電出力（発電設備等の定格発電出力〔太陽光発電設備の場合は，太陽電池の合計出力とパワーコンディショナーの出力のいずれか小さい方の出力とし，パワーコンディショナーを複数台設置している場合は，各系列における太陽電池の合計出力とパワーコンディショナーの出力のいずれか小さい方の出力を合計した値といたします。〕をいいます。また，複数の発電設備等を使用する発電場所の場合は，当該複数の発電設備等の定格発電出力の合計値といたします。）または同時最大受電電力が10キロワット未満（発電場所が，(1)イ(ハ)またはロ〔(1)イ(ハ)に該当する場合に限ります。〕に該当する場合は，当社が無償で受電している電気以外の電気を発電または放電している発電設備等

現　行（2024年10月１日実施）	変　更　後（2025年４月１日実施予定）
に係る発電出力または同時最大受電電力が10キロワット未満のときといたします。）の場合の料金および必要となるその他の供給条件は，当分の間，次のとおりといたします。	に係る発電出力または同時最大受電電力が10キロワット未満のときといたします。）の場合の料金および必要となるその他の供給条件は，当分の間，次のとおりといたします。
イ　低圧で受電する場合で，その１月の受電地点で計量された30分ごとの発電量調整受電電力量の最大値を２倍した値が10未満のとき，または高圧もしくは特別高圧で受電する場合で，その１月の受電地点で記録型等計量器により計量された30分ごとの連系電力（最小位までといたします。）の最大値が10キロワット未満のとき。	イ　低圧で受電する場合で，その１月の受電地点で計量された30分ごとの発電量調整受電電力量の最大値を２倍した値が10未満のとき，または高圧もしくは特別高圧で受電する場合で，その１月の受電地点で記録型等計量器により計量された30分ごとの連系電力（最小位までといたします。）の最大値が10キロワット未満のとき。
22（系統連系受電サービス）⑶に定める系統連系受電サービス料金および41（契約超過金）⑵に定める契約超過金は申し受けません。	22（系統連系受電サービス）⑶に定める系統連系受電サービス料金および41（契約超過金）⑵に定める契約超過金は申し受けません。
ロ　低圧で受電する場合で，その１月の受電地点で計量された30分ごとの発電量調整受電電力量の最大値を２倍した値が10以上のとき，または高圧もしくは特別高圧で受電する場合で，その１月の受電地点で記録型等計量器により計量された30分ごとの連系電力（最小位までといたします。）の最大値が10キロワット以上のとき。	ロ　低圧で受電する場合で，その１月の受電地点で計量された30分ごとの発電量調整受電電力量の最大値を２倍した値が10以上のとき，または高圧もしくは特別高圧で受電する場合で，その１月の受電地点で記録型等計量器により計量された30分ごとの連系電力（最小位までといたします。）の最大値が10キロワット以上のとき。
㈠　22（系統連系受電サービス）⑵イまたはロにおける系統連系受電課金対象電力の算定上，10キロワットを同時最大受電電力とみなします。	㈠　22（系統連系受電サービス）⑵イまたはロにおける系統連系受電課金対象電力の算定上，10キロワットを同時最大受電電力とみなします。
㈡　発電設備等に係る供給地点において電灯定額接続送電サービスが適用されている場合または発電設備等に係る供給地点のその１月の接続送電サービス契約電力（発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は，１接続送電サービスを適用した場合のその１月の接続送電サービス契約電力といたします。）が10キロワット未満の場合は，次のとおりといたします。	㈡　発電設備等に係る供給地点において電灯定額接続送電サービスが適用されている場合または発電設備等に係る供給地点のその１月の接続送電サービス契約電力（発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は，１接続送電サービスを適用した場合のその１月の接続送電サービス契約電力といたします。）が10キロワット未満の場合は，次のとおりといたします。
a　41（契約超過金）⑵イ㈠または㈠における契約超過受電電力の算定上，10キロワットを同時最大受電電力とみなします。	a　41（契約超過金）⑵イ㈠または㈠における契約超過受電電力の算定上，10キロワットを同時最大受電電力とみなします。
b　41（契約超過金）⑵イ㈡または㈡における契約超過受電電力の算定上，10キロワットを接続送電サービス契約電力とみなします。	b　41（契約超過金）⑵イ㈡または㈡における契約超過受電電力の算定上，10キロワットを接続送電サービス契約電力とみなします。
⑷　契約者が特定契約を締結する再生可能エネルギー発電設備または再生可能エネルギー特別措置法第２条の２第１項に定める市場取引等により再生可能エネルギー電気を供給する事業に係る発電設備において，イに定める適用範囲に該当する場合の料金および必要となるその他の供給条件は，当分の間，次のとおりといたします。	⑷　契約者が特定契約を締結する再生可能エネルギー発電設備または再生可能エネルギー特別措置法第２条の２第１項に定める市場取引等により再生可能エネルギー電気を供給する事業に係る発電設備等において，イに定める適用範囲に該当する場合の料金および必要となるその他の供給条件は，当分の間，次のとおりといたします。
イ　適　用　範　囲	イ　適　用　範　囲
原則として，2024年３月31日までに再生可能エネルギー特別措置法第９条第４項に定める認定を受け，または，再生可能エネルギー特別措置法第７条にもとづいて落札された発電設備に適用いたします。	原則として，2024年３月31日までに再生可能エネルギー特別措置法第９条第４項に定める認定を受け，または，再生可能エネルギー特別措置法第７条にもとづいて落札された発電設備等に適用いたします。
ロ　系統連系受電サービス料金等	ロ　系統連系受電サービス料金等
22（系統連系受電サービス）⑶に定める系統連系受電サービス料金	22（系統連系受電サービス）⑶に定める系統連系受電サービス料金

現　行（2024年10月１日実施）	変　更　後（2025年４月１日実施予定）
および41（契約超過金）⑵に定める契約超過金は申し受けません。 　なお，発電場所において，イ以外の発電設備等（当社が特定契約を締結する発電設備を除きます。）が混在する場合またはイの発電設備が化石燃料を混焼するバイオマス発電設備の場合は，⑴，⑵または⑶により，イ以外の部分に係る系統連系受電課金対象電力，系統連系受電サービスに係る発電量調整受電電力量または契約超過受電電力を定め，系統連系受電サービス料金および契約超過金を申し受けます。 ⑴　系統連系受電課金対象電力 a　イの発電設備が，化石燃料を混焼するバイオマス発電設備以外の場合 　系統連系受電課金対象電力は，同時最大受電電力を発電出力等の比であん分してえた値から，発電設備等に係る供給地点のその１月の接続送電サービス契約電力（発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は，１接続送電サービスを適用した場合のその１月の接続送電サービス契約電力といたします。）を発電出力等の比であん分してえた値を差し引いた値といたします。ただし，差し引いた値が零を下回る場合の系統連系受電課金対象電力は，零といたします。 　なお，あん分に必要となる発電出力は，契約者または発電契約者から当社へ通知していただきます。 b　イの発電設備が，化石燃料を混焼するバイオマス発電設備の場合 　系統連系受電課金対象電力は，同時最大受電電力を認定バイオマス比率であん分してえた値から，発電設備等に係る供給地点のその１月の接続送電サービス契約電力（発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は，１接続送電サービスを適用した場合のその１月の接続送電サービス契約電力といたします。）を認定バイオマス比率であん分してえた値を差し引いた値といたします。ただし，差し引いた値が零を下回る場合の系統連系受電課金対象電力は，零といたします。 　なお，認定バイオマス比率は，発電量調整供給契約の申込みに際して契約者または発電契約者から当社に通知していただきます。 　また，認定バイオマス比率を変更する場合は，すみやかに変更後の認定バイオマス比率を契約者または発電契約者から当社に通知していただきます。 　ただし，認定バイオマス比率を用いることが困難な場合は，附則４（発電量調整供給契約についての特別措置〔再生可能エネルギー発電設備〕）⑻イに定める当該バイオマス発電設備のバイオマス比率等を基準として，契約者，発電契約者または発電者と当	および41（契約超過金）⑵に定める契約超過金は申し受けません。 　なお，発電場所において，イ以外の発電設備等（当社が特定契約を締結する再生可能エネルギー発電設備を除きます。）が混在する場合またはイの発電設備等が化石燃料を混焼するバイオマス発電設備の場合は，⑴，⑵または⑶により，イ以外の部分に係る系統連系受電課金対象電力，系統連系受電サービスに係る発電量調整受電電力量または契約超過受電電力を定め，系統連系受電サービス料金および契約超過金を申し受けます。 ⑴　系統連系受電課金対象電力 a　イの発電設備等が，化石燃料を混焼するバイオマス発電設備以外の場合 　系統連系受電課金対象電力は，同時最大受電電力を発電出力等の比であん分してえた値から，発電設備等に係る供給地点のその１月の接続送電サービス契約電力（発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は，１接続送電サービスを適用した場合のその１月の接続送電サービス契約電力といたします。）を発電出力等の比であん分してえた値を差し引いた値といたします。ただし，差し引いた値が零を下回る場合の系統連系受電課金対象電力は，零といたします。 　なお，あん分に必要となる発電出力は，契約者または発電契約者から当社へ通知していただきます。 b　イの発電設備等が，化石燃料を混焼するバイオマス発電設備の場合 　系統連系受電課金対象電力は，同時最大受電電力を認定バイオマス比率であん分してえた値から，発電設備等に係る供給地点のその１月の接続送電サービス契約電力（発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は，１接続送電サービスを適用した場合のその１月の接続送電サービス契約電力といたします。）を認定バイオマス比率であん分してえた値を差し引いた値といたします。ただし，差し引いた値が零を下回る場合の系統連系受電課金対象電力は，零といたします。 　なお，認定バイオマス比率は，発電量調整供給契約の申込みに際して契約者または発電契約者から当社に通知していただきます。 　また，認定バイオマス比率を変更する場合は，すみやかに変更後の認定バイオマス比率を契約者または発電契約者から当社に通知していただきます。 　ただし，認定バイオマス比率を用いることが困難な場合は，附則４（発電量調整供給契約についての特別措置〔再生可能エネルギー発電設備〕）⑻イに定める当該バイオマス発電設備のバイオマス比率等を基準として，契約者，発電契約者または発電者と当

現　行（2024年10月１日実施）	変　更　後（2025年４月１日実施予定）
社との協議によって定めた比率といたします。	社との協議によって定めた比率といたします。
㈡　発電量調整受電電力量	㈡　発電量調整受電電力量
a　イの発電設備が，契約者が特定契約を締結する再生可能エネルギー発電設備の場合	a　イの発電設備等が，契約者が特定契約を締結する再生可能エネルギー発電設備の場合
イ以外の発電設備等に係る発電量調整受電電力量について，30（計量）⑴イただし書または附則４（発電量調整供給契約についての特別措置〔再生可能エネルギー発電設備〕）⑺ハもしくは⑻イに準じて算定いたします。	イ以外の発電設備等に係る発電量調整受電電力量について，30（計量）⑴イただし書または附則４（発電量調整供給契約についての特別措置〔再生可能エネルギー発電設備〕）⑺ハもしくは⑻イに準じて算定いたします。
b　イの発電設備が，再生可能エネルギー特別措置法第２条の２第１項に定める市場取引等により再生可能エネルギー電気を供給する事業に係る発電設備の場合	b　イの発電設備等が，再生可能エネルギー特別措置法第２条の２第１項に定める市場取引等により再生可能エネルギー電気を供給する事業に係る発電設備等の場合
イ以外の発電設備等に係る発電量調整受電電力量について，30（計量）⑴イただし書または附則４（発電量調整供給契約についての特別措置〔再生可能エネルギー発電設備〕）⑺ハに準じて算定いたします。ただし，化石燃料を混焼するバイオマス発電設備の場合は，発電量調整受電電力量から発電量調整受電電力量に当該バイオマス発電設備のバイオマス比率を乗じてえた値を差し引いた値にもとづき，算定いたします。	イ以外の発電設備等に係る発電量調整受電電力量について，30（計量）⑴イただし書または附則４（発電量調整供給契約についての特別措置〔再生可能エネルギー発電設備〕）⑺ハに準じて算定いたします。ただし，化石燃料を混焼するバイオマス発電設備の場合は，発電量調整受電電力量から発電量調整受電電力量に当該バイオマス発電設備のバイオマス比率を乗じてえた値を差し引いた値にもとづき，算定いたします。
なお，バイオマス比率は，算定後すみやかに発電契約者または発電者から当社に通知していただきます。この場合，当社は，必要に応じて，バイオマス比率の算定根拠に関する文書を発電契約者または発電者から提出していただきます。	なお，バイオマス比率は，算定後すみやかに発電契約者または発電者から当社に通知していただきます。この場合，当社は，必要に応じて，バイオマス比率の算定根拠に関する文書を発電契約者または発電者から提出していただきます。
㈢　契約超過受電電力	㈢　契約超過受電電力
a　イの発電設備が，化石燃料を混焼するバイオマス発電設備以外の場合	a　イの発電設備等が，化石燃料を混焼するバイオマス発電設備以外の場合
ⓐ　同時最大受電電力が発電設備等に係る供給地点の接続送電サービス契約電力（発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は，１接続送電サービスを適用した場合のその１月の接続送電サービス契約電力といたします。）を上回る場合または発電設備等に係る供給地点において電灯定額接続送電サービスが適用されている場合	ⓐ　同時最大受電電力が発電設備等に係る供給地点の接続送電サービス契約電力（発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は，１接続送電サービスを適用した場合のその１月の接続送電サービス契約電力といたします。）を上回る場合または発電設備等に係る供給地点において電灯定額接続送電サービスが適用されている場合
契約超過受電電力は，その１月の最大連系電力等を発電出力等の比であん分してえた値から同時最大受電電力を発電出力等の比であん分してえた値を差し引いた値といたします。	契約超過受電電力は，その１月の最大連系電力等を発電出力等の比であん分してえた値から同時最大受電電力を発電出力等の比であん分してえた値を差し引いた値といたします。
ⓑ　同時最大受電電力が発電設備等に係る供給地点の接続送電サービス契約電力（発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は，１接続送電サービスを適用した場合のその１月の接続送電サービス契約電力といたします。）を下回る場合	ⓑ　同時最大受電電力が発電設備等に係る供給地点の接続送電サービス契約電力（発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は，１接続送電サービスを適用した場合のその１月の接続送電サービス契約電力といたします。）を下回る場合
契約超過受電電力は，その１月の最大連系電力等を発電出力	契約超過受電電力は，その１月の最大連系電力等を発電出力

現　行（2024年10月１日実施）	変　更　後（2025年４月１日実施予定）
等の比であん分してえた値から発電設備等に係る供給地点のその１月の接続送電サービス契約電力（発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は，１接続送電サービスを適用した場合のその１月の接続送電サービス契約電力といたします。）を発電出力等の比であん分してえた値を差し引いた値といたします。ただし，差し引いた値が零を下回る場合は，契約超過金を申し受けません。	等の比であん分してえた値から発電設備等に係る供給地点のその１月の接続送電サービス契約電力（発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は，１接続送電サービスを適用した場合のその１月の接続送電サービス契約電力といたします。）を発電出力等の比であん分してえた値を差し引いた値といたします。ただし，差し引いた値が零を下回る場合は，契約超過金を申し受けません。
b　イの発電設備が，化石燃料を混焼するバイオマス発電設備の場合	b　イの発電設備等が，化石燃料を混焼するバイオマス発電設備の場合
(a)　同時最大受電電力が発電設備等に係る供給地点の接続送電サービス契約電力（発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は，１接続送電サービスを適用した場合のその１月の接続送電サービス契約電力といたします。）を上回る場合または発電設備等に係る供給地点において電灯定額接続送電サービスが適用されている場合 契約超過受電電力は，その１月の最大連系電力等を認定バイオマス比率であん分してえた値から同時最大受電電力を認定バイオマス比率であん分してえた値を差し引いた値といたします。	(a)　同時最大受電電力が発電設備等に係る供給地点の接続送電サービス契約電力（発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は，１接続送電サービスを適用した場合のその１月の接続送電サービス契約電力といたします。）を上回る場合または発電設備等に係る供給地点において電灯定額接続送電サービスが適用されている場合 契約超過受電電力は，その１月の最大連系電力等を認定バイオマス比率であん分してえた値から同時最大受電電力を認定バイオマス比率であん分してえた値を差し引いた値といたします。
(b)　同時最大受電電力が発電設備等に係る供給地点の接続送電サービス契約電力（発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は，１接続送電サービスを適用した場合のその１月の接続送電サービス契約電力といたします。）を下回る場合 契約超過受電電力は，その１月の最大連系電力等を認定バイオマス比率であん分してえた値から発電設備等に係る供給地点のその１月の接続送電サービス契約電力（発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は，１接続送電サービスを適用した場合のその１月の接続送電サービス契約電力といたします。）を認定バイオマス比率であん分してえた値を差し引いた値といたします。ただし，差し引いた値が零を下回る場合は，契約超過金を申し受けません。	(b)　同時最大受電電力が発電設備等に係る供給地点の接続送電サービス契約電力（発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は，１接続送電サービスを適用した場合のその１月の接続送電サービス契約電力といたします。）を下回る場合 契約超過受電電力は，その１月の最大連系電力等を認定バイオマス比率であん分してえた値から発電設備等に係る供給地点のその１月の接続送電サービス契約電力（発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は，１接続送電サービスを適用した場合のその１月の接続送電サービス契約電力といたします。）を認定バイオマス比率であん分してえた値を差し引いた値といたします。ただし，差し引いた値が零を下回る場合は，契約超過金を申し受けません。
(5)　揚水発電設備等が設置された受電地点において，揚水発電設備等により発電量調整供給に係る電気を発電または放電する場合，当該発電量調整供給に係る電気の電力量については，22（系統連系受電サービス）(3)ロに定める電力量料金を申し受けません。ただし，発電設備（当社が特定契約を締結する発電設備を除きます。）に揚水発電設備等が併設されている場合は，次のとおりといたします。	(5)　揚水発電設備等が設置された受電地点において，揚水発電設備等により発電量調整供給に係る電気を発電または放電する場合，当該発電量調整供給に係る電気の電力量については，22（系統連系受電サービス）(3)ロに定める電力量料金を申し受けません。ただし，発電設備（当社が特定契約を締結する再生可能エネルギー発電設備を除きます。）に揚水発電設備等が併設されている場合~~は，次のとおりといたします~~で，発電設備が(4)イに定める適用範囲に該当しないときは，発電契約者または発電者と当社との協議によりあらかじめ定めた方法によって系統連系受電サービスに係る発電量調整受電電力量を算定し，22（系統連系受電サー

現　行（2024年10月１日実施）	変　更　後（2025年４月１日実施予定）
	ビス）⑶ロに定める電力量料金を申し受けます。また，発電設備（当社が特定契約を締結する再生可能エネルギー発電設備を除きます。）に揚水発電設備等が併設されている場合で，発電設備が⑷イに定める適用範囲に該当し，かつ，再生可能エネルギー特別措置法第２条の２第１項に定める市場取引等により再生可能エネルギー電気を供給する事業に係る発電設備等が設置された受電地点に係る需要場所に接続供給され揚水または蓄電された電気を当該需要場所以外の需要場所に託送供給されるために発電または放電するときは，揚水発電設備等に係る系統連系受電課金対象電力および契約超過受電電力を⑷ロ(ｲ)ａおよび⑷ロ(ﾊ)ａに準じて定め，⑷にかかわらず，22（系統連系受電サービス）⑶イに定める基本料金から22（系統連系受電サービス）⑶ハ(ﾊ)に定める系統設備効率化割引額を差し引いた金額および41（契約超過金）⑵に定める契約超過金を申し受けます。
イ　発電設備が⑷イに定める適用範囲に該当する場合 22（系統連系受電サービス）⑶に定める系統連系受電サービス料金および41（契約超過金）⑵に定める契約超過金を申し受けません。	~~イ　発電設備が⑷イに定める適用範囲に該当する場合~~ ~~22（系統連系受電サービス）⑶に定める系統連系受電サービス料金および41（契約超過金）⑵に定める契約超過金を申し受けません。~~
ロ　発電設備が⑷イに定める適用範囲に該当しない場合 発電契約者または発電者と当社との協議によりあらかじめ定めた方法によって系統連系受電サービスに係る発電量調整受電電力量を算定し，22（系統連系受電サービス）⑶ロに定める電力量料金を申し受けます。	~~ロ　発電設備が⑷イに定める適用範囲に該当しない場合~~ ~~発電契約者または発電者と当社との協議によりあらかじめ定めた方法によって系統連系受電サービスに係る発電量調整受電電力量を算定し，22（系統連系受電サービス）⑶ロに定める電力量料金を申し受けます。~~
⑹　発電設備等に係る供給地点において電気最終保障供給約款または離島等供給約款にもとづく電気の需給契約（以下「当社との電気の需給契約」といいます。）を締結している場合は，次のとおりといたします。	⑹　発電設備等に係る供給地点において電気最終保障供給約款または離島等供給約款にもとづく電気の需給契約（以下「当社との電気の需給契約」といいます。）を締結している場合は，次のとおりといたします。
イ　18（料金）⑶ロにおいて，当社との電気の需給契約における料金の支払義務発生日を供給側料金算定日とみなします。	イ　18（料金）⑶ロにおいて，当社との電気の需給契約における料金の支払義務発生日を供給側料金算定日とみなします。
ロ　22（系統連系受電サービス）⑵における系統連系受電課金対象電力または41（契約超過金）⑵における契約超過受電電力の算定上，次のとおりといたします。	ロ　22（系統連系受電サービス）⑵における系統連系受電課金対象電力または41（契約超過金）⑵における契約超過受電電力の算定上，次のとおりといたします。
(ｲ)　当社との電気の需給契約において，定額電灯，公衆街路灯Ａ（契約負荷設備の総容量が400ボルトアンペア未満の場合に限ります。）または農事用電灯が適用されている場合を電灯定額接続送電サービスが適用されている場合とみなします。	(ｲ)　当社との電気の需給契約において，定額電灯，公衆街路灯Ａ（契約負荷設備の総容量が400ボルトアンペア未満の場合に限ります。）または農事用電灯が適用されている場合を電灯定額接続送電サービスが適用されている場合とみなします。
(ﾛ)　当社との電気の需給契約において，公衆街路灯Ａ（契約負荷設備の総容量が400ボルトアンペア以上の場合に限ります。）が適用されている場合，公衆街路灯Ａの契約負荷設備の総容量を電灯臨時定額接続送電サービスにおける契約負荷設備の総容量に準じて取り扱います。	(ﾛ)　当社との電気の需給契約において，公衆街路灯Ａ（契約負荷設備の総容量が400ボルトアンペア以上の場合に限ります。）が適用されている場合，公衆街路灯Ａの契約負荷設備の総容量を電灯臨時定額接続送電サービスにおける契約負荷設備の総容量に準じて取り扱います。
(ﾊ)　当社との電気の需給契約における契約電力を接続送電サービス契約電力または臨時接続送電サービス契約電力とみなし，当社との電	(ﾊ)　当社との電気の需給契約における契約電力を接続送電サービス契約電力または臨時接続送電サービス契約電力とみなし，当社との電

現　行（2024年10月１日実施）	変　更　後（2025年４月１日実施予定）
気の需給契約における契約電流を接続送電サービス契約電流または臨時接続送電サービス契約電流とみなし，当社との電気の需給契約における契約容量を接続送電サービス契約容量または臨時接続送電サービス契約容量とみなし，当社との電気の需給契約における臨時電灯Ａの契約負荷設備の総容量を電灯臨時定額接続送電サービスにおける契約負荷設備の総容量とみなします。	気の需給契約における契約電流を接続送電サービス契約電流または臨時接続送電サービス契約電流とみなし，当社との電気の需給契約における契約容量を接続送電サービス契約容量または臨時接続送電サービス契約容量とみなし，当社との電気の需給契約における臨時電灯Ａの契約負荷設備の総容量を電灯臨時定額接続送電サービスにおける契約負荷設備の総容量とみなします。
ハ　39（給電指令の実施等）(7)において，当社との電気の需給契約を結んだ者を需要者とみなします。	~~ハ　39（給電指令の実施等）(7)において，当社との電気の需給契約を結んだ者を需要者とみなします。~~
ニ　53（契約の廃止）(5)または55（解約等）(6)において，当社との電気の需給契約を接続供給契約とみなします。	~~ニ~~ハ　53（契約の廃止）(5)または55（解約等）(6)において，当社との電気の需給契約を接続供給契約とみなします。
(7)　2024年３月31日までに接続供給に係る電気を発電または放電する発電場所で，イに定める近接性評価地域に立地している発電場所における系統設備効率化割引単価は，別表２（系統設備効率化割引の対象変電所等）(1)に定める系統設備効率化割引の対象変電所等および系統設備効率化割引単価の見直しまでの間，ロまたはハといたします。	(7)　2024年３月31日までに接続供給に係る電気を発電または放電する発電場所で，イに定める近接性評価地域に立地している発電場所における系統設備効率化割引単価は，別表２（系統設備効率化割引の対象変電所等）(1)に定める系統設備効率化割引の対象変電所等および系統設備効率化割引単価の見直しまでの間，ロまたはハといたします。
イ　近接性評価地域 次の地域を近接性評価地域といたします。	イ　近接性評価地域 次の地域を近接性評価地域といたします。

	市町村
福岡県	福岡市，大牟田市，久留米市，直方市，飯塚市，田川市， 柳川市，筑後市，大川市，行橋市，中間市，小郡市， 筑紫野市，春日市，大野城市，宗像市，太宰府市， 古賀市，福津市，宮若市，朝倉市，那珂川市，宇美町， 篠栗町，志免町，須恵町，新宮町，久山町，粕屋町， 芦屋町，水巻町，岡垣町，遠賀町，小竹町，鞍手町， 桂川町，筑前町，大刀洗町，大木町，広川町，糸田町， 川崎町，福智町，吉富町
佐賀県	佐賀市，鳥栖市，伊万里市，小城市，吉野ヶ里町， 基山町，上峰町，みやき町，玄海町，大町町，江北町
長崎県	長崎市，島原市，諫早市，大村市，長与町，時津町， 川棚町，佐々町
大分県	別府市，津久見市
熊本県	熊本市，荒尾市，玉名市，宇土市，合志市，南関町， 長洲町，大津町，菊陽町，嘉島町，益城町
宮崎県	宮崎市，日向市，国富町，高鍋町，新富町
鹿児島県	鹿児島市

	市町村
福岡県	福岡市，大牟田市，久留米市，直方市，飯塚市，田川市， 柳川市，筑後市，大川市，行橋市，中間市，小郡市， 筑紫野市，春日市，大野城市，宗像市，太宰府市， 古賀市，福津市，宮若市，朝倉市，那珂川市，宇美町， 篠栗町，志免町，須恵町，新宮町，久山町，粕屋町， 芦屋町，水巻町，岡垣町，遠賀町，小竹町，鞍手町， 桂川町，筑前町，大刀洗町，大木町，広川町，糸田町， 川崎町，福智町，吉富町
佐賀県	佐賀市，鳥栖市，伊万里市，小城市，吉野ヶ里町， 基山町，上峰町，みやき町，玄海町，大町町，江北町
長崎県	長崎市，島原市，諫早市，大村市，長与町，時津町， 川棚町，佐々町
大分県	別府市，津久見市
熊本県	熊本市，荒尾市，玉名市，宇土市，合志市，南関町， 長洲町，大津町，菊陽町，嘉島町，益城町
宮崎県	宮崎市，日向市，国富町，高鍋町，新富町
鹿児島県	鹿児島市

ロ　受電電圧が標準電圧6,000ボルト以下の場合の系統設備効率化割引単価 22（系統連系受電サービス）(3)ハ(ロ)によって算定された系統設備効	ロ　受電電圧が標準電圧6,000ボルト以下の場合の系統設備効率化割引単価 22（系統連系受電サービス）(3)ハ(ロ)によって算定された系統設備効

現　行（2024年10月１日実施）	変　更　後（2025年４月１日実施予定）
率化割引単価が，22（系統連系受電サービス）⑶ハ㈡の割引区分Ａ－２およびＢ－２を適用した場合に算定される系統設備効率化割引単価を下回る場合の系統設備効率化割引単価は，22（系統連系受電サービス）⑶ハ㈡にかかわらず，22（系統連系受電サービス）⑶ハ㈡の割引区分Ａ－２およびＢ－２を適用した場合に算定される系統設備効率化割引単価といたします。	率化割引単価が，22（系統連系受電サービス）⑶ハ㈡の割引区分Ａ－２およびＢ－２を適用した場合に算定される系統設備効率化割引単価を下回る場合の系統設備効率化割引単価は，22（系統連系受電サービス）⑶ハ㈡にかかわらず，22（系統連系受電サービス）⑶ハ㈡の割引区分Ａ－２およびＢ－２を適用した場合に算定される系統設備効率化割引単価といたします。
ハ　受電電圧が標準電圧6,000ボルトをこえる場合の系統設備効率化割引単価 22（系統連系受電サービス）⑶ハ㈡によって算定された系統設備効率化割引単価が，22（系統連系受電サービス）⑶ハ㈡の割引区分Ａ－２を適用した場合に算定される系統設備効率化割引単価を下回る場合の系統設備効率化割引単価は，22（系統連系受電サービス）⑶ハ㈡にかかわらず，22（系統連系受電サービス）⑶ハ㈡の割引区分Ａ－２を適用した場合に算定される系統設備効率化割引単価といたします。	ハ　受電電圧が標準電圧6,000ボルトをこえる場合の系統設備効率化割引単価 22（系統連系受電サービス）⑶ハ㈡によって算定された系統設備効率化割引単価が，22（系統連系受電サービス）⑶ハ㈡の割引区分Ａ－２を適用した場合に算定される系統設備効率化割引単価を下回る場合の系統設備効率化割引単価は，22（系統連系受電サービス）⑶ハ㈡にかかわらず，22（系統連系受電サービス）⑶ハ㈡の割引区分Ａ－２を適用した場合に算定される系統設備効率化割引単価といたします。
18　2025年３月31日までの給電指令の実施等についての特別措置 この約款の実施期日から2025年３月31日までの期間における需要者の電気の使用または予備送電サービスの使用を制限または中止した場合の料金については，39（給電指令の実施等）⑼または⑽にかかわらず，次のとおりといたします。	~~**18　2025年３月31日までの給電指令の実施等についての特別措置**~~ ~~この約款の実施期日から2025年３月31日までの期間における需要者の電気の使用または予備送電サービスの使用を制限または中止した場合の料金については，39（給電指令の実施等）⑼または⑽にかかわらず，次のとおりといたします。~~
⑴　当社は，39（給電指令の実施等）⑵イ，ロ，ハ，トまたは⑶によって，需要者の電気の使用を制限し，または中止した場合には，次の割引を行ない料金を算定いたします。ただし，その原因が契約者，発電契約者，発電者または需要者の責めとなる理由による場合は，その部分については割引いたしません。	~~⑴　当社は，39（給電指令の実施等）⑵イ，ロ，ハ，トまたは⑶によって，需要者の電気の使用を制限し，または中止した場合には，次の割引を行ない料金を算定いたします。ただし，その原因が契約者，発電契約者，発電者または需要者の責めとなる理由による場合は，その部分については割引いたしません。~~
イ　低圧で供給する場合または高圧で供給する場合で，接続送電サービス契約電力もしくは臨時接続送電サービス契約電力が500キロワット未満のとき。 ㈠　割 引 の 対 象 電灯定額接続送電サービスについては接続送電サービス料金とし，電灯臨時定額接続送電サービスおよび動力臨時定額接続送電サービスについては臨時接続送電サービス料金とし，その他については当該供給地点の接続送電サービスまたは臨時接続送電サービスの基本料金（力率割引または割増しの適用を受ける場合はその適用後の基本料金といたします。）といたします。ただし，33（料金の算定）⑴イ，ロ，ニ，ホ，ヘまたはリの場合は，制限または中止の日における契約内容に応じて算定される１月の金額といたします。 ㈡　割　　引　　率 １月中の制限し，または中止した延べ日数１日ごとに４パーセントといたします。	~~イ　低圧で供給する場合または高圧で供給する場合で，接続送電サービス契約電力もしくは臨時接続送電サービス契約電力が500キロワット未満のとき。~~ ~~㈠　割 引 の 対 象~~ ~~電灯定額接続送電サービスについては接続送電サービス料金とし，電灯臨時定額接続送電サービスおよび動力臨時定額接続送電サービスについては臨時接続送電サービス料金とし，その他については当該供給地点の接続送電サービスまたは臨時接続送電サービスの基本料金（力率割引または割増しの適用を受ける場合はその適用後の基本料金といたします。）といたします。ただし，33（料金の算定）⑴イ，ロ，ニ，ホ，ヘまたはリの場合は，制限または中止の日における契約内容に応じて算定される１月の金額といたします。~~ ~~㈡　割　　引　　率~~ ~~１月中の制限し，または中止した延べ日数１日ごとに４パーセントといたします。~~

現　行（2024年10月１日実施）	変　更　後（2025年４月１日実施予定）
㈠　制限または中止延べ日数の計算 延べ日数は，１日のうち延べ１時間以上制限し，または中止した日を１日として計算いたします。 ロ　高圧で供給する場合で，接続送電サービス契約電力もしくは臨時接続送電サービス契約電力が500キロワット以上となるときまたは特別高圧で供給する場合 ㈠　割 引 の 対 象 当該供給地点の力率割引または割増し後の接続送電サービスまたは臨時接続送電サービスの基本料金といたします。ただし，33（料金の算定）⑴イ，ロ，ニ，ホ，ヘまたはリの場合は，制限または中止の日における契約内容に応じて算定される１月の金額といたします。 ㈡　割　　引　　率 １月中の制限し，または中止した延べ時間数１時間ごとに0.2パーセントといたします。 ㈠　制限または中止延べ時間数の計算 延べ時間数は，１回10分以上の制限または中止の延べ時間とし，１時間未満の端数を生じた場合は，30分以上は切り上げ，30分未満は切り捨てます。 なお，制限時間については，次の算式により修正したうえで合計いたします。 a　接続供給電力を制限した場合 $H' = H \times \frac{D-d}{D}$ H′　＝　修正時間（10分未満となる場合も延べ時間に算入いたします。） H　＝　制限時間 D　＝　当該供給地点の接続送電サービス契約電力または臨時接続送電サービス契約電力 d　＝　制限時間中の当該供給地点の接続供給電力の最大値 b　接続供給電力量を制限した場合 $H' = H \times \frac{A-B}{A}$ H′　＝　修正時間 H　＝　制限時間 A　＝　制限指定時間中の当該供給地点の基準となる電力量（需要者の平常操業時の接続供給電力量の実績等にもとづき算定される推定接続供給電力量といたします。） B　＝　制限時間中の当該供給地点の接続供給電力量	~~㈠　制限または中止延べ日数の計算~~ ~~延べ日数は，１日のうち延べ１時間以上制限し，または中止した日を１日として計算いたします。~~ ~~ロ　高圧で供給する場合で，接続送電サービス契約電力もしくは臨時接続送電サービス契約電力が500キロワット以上となるときまたは特別高圧で供給する場合~~ ~~㈠　割 引 の 対 象~~ ~~当該供給地点の力率割引または割増し後の接続送電サービスまたは臨時接続送電サービスの基本料金といたします。ただし，33（料金の算定）⑴イ，ロ，ニ，ホ，ヘまたはリの場合は，制限または中止の日における契約内容に応じて算定される１月の金額といたします。~~ ~~㈡　割　　引　　率~~ ~~１月中の制限し，または中止した延べ時間数１時間ごとに0.2パーセントといたします。~~ ~~㈠　制限または中止延べ時間数の計算~~ ~~延べ時間数は，１回10分以上の制限または中止の延べ時間とし，１時間未満の端数を生じた場合は，30分以上は切り上げ，30分未満は切り捨てます。~~ ~~なお，制限時間については，次の算式により修正したうえで合計いたします。~~ ~~a　接続供給電力を制限した場合~~ ~~$H' = H \times \frac{D-d}{D}$~~ ~~H′　＝　修正時間（10分未満となる場合も延べ時間に算入いたします。）~~ ~~H　＝　制限時間~~ ~~D　＝　当該供給地点の接続送電サービス契約電力または臨時接続送電サービス契約電力~~ ~~d　＝　制限時間中の当該供給地点の接続供給電力の最大値~~ ~~b　接続供給電力量を制限した場合~~ ~~$H' = H \times \frac{A-B}{A}$~~ ~~H′　＝　修正時間~~ ~~H　＝　制限時間~~ ~~A　＝　制限指定時間中の当該供給地点の基準となる電力量（需要者の平常操業時の接続供給電力量の実績等にもとづき算定される推定接続供給電力量といたします。）~~ ~~B　＝　制限時間中の当該供給地点の接続供給電力量~~

現　行（2024年10月１日実施）	変　更　後（2025年４月１日実施予定）
c　接続供給電力および接続供給電力量を同時に制限した時間については，ａによる修正時間またはｂによる修正時間のいずれか大きいものによります。 ⑵　⑴による延べ日数または延べ時間数を計算する場合には，電気工作物の保守または増強のための工事の必要上当社が契約者に３日前までにお知らせして行なう制限または中止は，１月につき１日を限って計算に入れません。この場合の１月につき１日とは，１暦月の１暦日における１回の工事による制限または中止の時間といたします。 なお，契約者と当社との協議（分割接続供給の場合は，双方の契約者と当社との協議といたします。）が整った場合は，需要者に３日前までにお知らせしたことをもって契約者に３日前までにお知らせしたものとみなします。 ⑶　予備送電サービスの使用を制限し，または中止した場合には，⑴および⑵に準じて割引を行ない料金を算定いたします。	~~c　接続供給電力および接続供給電力量を同時に制限した時間については，ａによる修正時間またはｂによる修正時間のいずれか大きいものによります。~~ ~~⑵　⑴による延べ日数または延べ時間数を計算する場合には，電気工作物の保守または増強のための工事の必要上当社が契約者に３日前までにお知らせして行なう制限または中止は，１月につき１日を限って計算に入れません。この場合の１月につき１日とは，１暦月の１暦日における１回の工事による制限または中止の時間といたします。~~ ~~なお，契約者と当社との協議（分割接続供給の場合は，双方の契約者と当社との協議といたします。）が整った場合は，需要者に３日前までにお知らせしたことをもって契約者に３日前までにお知らせしたものとみなします。~~ ~~⑶　予備送電サービスの使用を制限し，または中止した場合には，⑴および⑵に準じて割引を行ない料金を算定いたします。~~ **18　災害救助法が適用された場合等の特別措置** 2025年４月１日以降に当社供給区域において災害が発生し，原則として災害発生日から１年以内に，当社供給区域内の地域が災害救助法第２条第３項に定める災害発生市町村または本部所管区域市町村の区域（以下「災害救助法適用地域」といいます。）として公示された場合，または当該災害が激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第２条第１項に定める激甚災害として指定され当社供給区域内の地域がその対象地域となった場合で，災害救助法の公示日または激甚災害の指定日が属する月から６月後の月の末日までに，当該災害により被害を受けた需要者（原則として災害救助法適用地域または激甚災害の対象地域の需要者に限ります。）の供給地点に係る託送供給について当該需要者に対して電気の供給を行なう契約者からこの特別措置の適用の申出があるとき（当社が分割接続供給を行なう供給地点においては，双方の契約者から申出がある場合に限ります。）または当該災害により被害を受けた発電者（原則として災害救助法適用地域または激甚災害の対象地域の発電者に限ります。）の受電地点に係る発電量調整供給について当該発電者もしくは当該発電量調整供給に係る発電契約者からこの特別措置の適用の申出があるときの料金および必要となるその他の供給条件は次のとおりといたします。 なお，当社は，需要者または発電者の被害状況を確認するため，必要に応じてり災証明書の提示を求める等の措置を講ずることがあります。 ⑴　災害により被害を受けた需要者の供給地点に係る接続送電サービス料金，臨時接続送電サービス料金および予備送電サービス料金について，災害発生日が属する月の前月の料金（支払期日が災害発生日以降となるものに限ります。），および災害発生日が属する月からその翌々月までの料金の供給側料金算定日を，18（料金）⑴にかかわらず，それぞれ１月

現　行（2024年10月１日実施）	変　更　後（2025年４月１日実施予定）
	延期いたします。 ⑵　災害により被害を受けた需要者の供給地点において，災害により被害を受けたときから引き続きまったく電気を使用しない場合には，災害発生日が属する月から６月後の月の末日までの間は，料金の算定期間ごとに次の割引を行ない料金を算定いたします。 イ　割 引 の 対 象 電灯定額接続送電サービスについては接続送電サービス料金とし，電灯臨時定額接続送電サービスおよび動力臨時定額接続送電サービスについては臨時接続送電サービス料金とし，その他については当該供給地点の接続送電サービスまたは臨時接続送電サービスの基本料金（力率割引または割増しの適用を受ける場合はその適用後の基本料金といたします。）といたします。ただし，33（料金の算定）⑴イ，ロ，ニ，ホ，へまたはリの場合は，まったく電気を使用しない日における契約内容に応じて算定される１月の金額といたします。 ロ　割　　引　　率 ハに定める割引日数１日ごとに４パーセントといたします。 ハ　割　引　日　数 割引日数は，各月の料金の算定期間における，災害により被害を受けたときから引き続きまったく電気を使用しない期間の日数とし，30分ごとの接続供給電力量等にもとづき当社との協議によって定めます。 ⑶　災害により被害を受けた需要者の供給地点において，災害により被害を受けたときから引き続きまったく予備送電サービスを使用しない場合には，災害発生日が属する月から６月後の月の末日までの間は，料金の算定期間ごとに⑵に準じて割引を行ない予備送電サービス料金を算定いたします。 ⑷　災害により被害を受けた需要者の供給地点において，災害により被害を受けたときから引き続きまったく電気を使用しないで，契約者が当該供給地点に係る接続供給を廃止された後，契約者が新たに当該供給地点に係る接続供給の申込みを行なった場合で，その申込みが災害発生日が属する月の６月後の月の末日までに行なわれ，かつ，その申込みが災害により被害を受けたときの当該供給地点に係る接続送電サービス契約電力等をこえないとき（分割接続供給の場合は，その申込みにもとづく１供給地点につき，１接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービス契約電力等が，災害により被害を受けたときの１供給地点につき，１接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービス契約電力等をこえないときに限ります。）は，70（供給地点への供給設備の工事費負担金）にかかわらず，その工事費負担金を申し受けません。 ⑸　契約者が，災害により被害を受けた需要者の供給地点において，再建等のため，20（臨時接続送電サービス）の申込みを行なった場合で，その申込みが災害発生日が属する月の６月後の月の末日までに行なわれた

現　行（2024年10月１日実施）	変　更　後（2025年４月１日実施予定）
	ときは，73（臨時工事費）にかかわらず，その臨時工事費を申し受けません。 (6)　災害により被害を受けた需要者の供給地点において，電気設備が災害のため復旧まで一時使用不能となった場合，18（料金）(1)にかかわらず，災害発生日が属する月から６月後の月の末日までの間は，その使用不能設備に相当する接続送電サービスの基本料金，臨時接続送電サービスの基本料金および予備送電サービス料金の割引を行ない料金を算定いたします。 (7)　契約者が，災害により被害を受けた需要者の供給地点において，再建等のため，引込線，計量器，その付属装置，区分装置，通信設備および電流制限器等の取付位置の変更の申込みを災害発生日が属する月の６月後の月の末日までに行なった場合で，その供給方法が災害により被害を受けたときの供給方法と同一であるときは，62（引込線の接続），63（計量器等の取付け），64（通信設備の施設）および66（電流制限器等の取付け）にかかわらず，原則として，その初回の工事に要した実費を申し受けません。 (8)　災害により被害を受けた需要者の供給地点において，当社が分割接続供給を行なう場合で，(2)または(6)によって割引を行ない接続送電サービス料金または臨時接続送電サービス料金を算定するときは，(9)または(10)による料金の調整を行なうために，１供給地点につき，１接続送電サービスまたは１臨時接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービス料金または臨時接続送電サービス料金を，(2)または(6)に準じて割引を行ない算定いたします。 (9)　災害により被害を受けた需要者の供給地点において，当社が分割接続供給を行ない，かつ，(2)または(6)によって割引を行ない接続送電サービス料金を算定する場合で，それぞれの契約者に係る接続送電サービス料金の合計と，(8)によって算定された１供給地点につき，１接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービス料金との間に差が生ずるときは，33（料金の算定）(11)に準じて接続送電サービス料金の調整を行ないます。 (10)　災害により被害を受けた需要者の供給地点において，当社が分割接続供給を行ない，かつ，(2)または(6)によって割引を行ない臨時接続送電サービス料金を算定する場合で，それぞれの契約者に係る臨時接続送電サービス料金の合計と，(8)によって算定された１供給地点につき，１臨時接続送電サービスを適用した場合の臨時接続送電サービス料金との間に差が生ずるときは，33（料金の算定）(12)に準じて，臨時接続送電サービス料金の調整を行ないます。 (11)　災害により被害を受けた需要者の供給地点において，当社が分割接続供給を行なう場合で，(3)または(6)によって割引を行ない予備送電サービス料金を算定するときは，(12)による料金の調整を行なうために，１供給地点につき，１予備送電サービスを適用した場合の予備送電サービス料

現　行（2024年10月１日実施）	変　更　後（2025年４月１日実施予定）
	金を，⑶または⑹に準じて割引を行ない算定いたします。 ⑿　災害により被害を受けた需要者の供給地点において，当社が分割接続供給を行ない，かつ，予備送電サービスをあわせて適用し，⑶または⑹によって割引を行ない予備送電サービス料金を算定する場合で，それぞれの契約者に係る予備送電サービス料金の合計と，⑾によって算定された１供給地点につき，１予備送電サービスを適用した場合の予備送電サービス料金との間に差が生ずるときは，33（料金の算定）⒀に準じて予備送電サービス料金の調整を行ないます。 ⒀　災害により被害を受けた発電者の受電地点に係る系統連系受電サービス料金について，災害発生日が属する月の前月の料金（支払期日が災害発生日以降となるものに限ります。），および災害発生日が属する月からその翌々月までの料金の支払期日を，34（支払義務の発生および支払期日）にかかわらず，それぞれ１月延期いたします。 ⒁　災害により被害を受けた発電者の受電地点において，災害により被害を受けたときから引き続きまったく発電または放電しない場合（他の発電量調整供給契約等と同一計量する場合等は，すべての発電量調整供給等に係る発電量調整受電電力量等が零であるときに限ります。）には，災害発生日が属する月から６月後の月の末日までの間は，料金の算定期間ごとに次の割引を行ない料金を算定いたします。 イ　割 引 の 対 象 当該受電地点の系統連系受電サービスの基本料金から系統設備効率化割引額を差し引いた金額といたします。ただし，33（料金の算定）⑴イ，ハ，ニ，トまたはチの場合は，まったく電気を発電または放電しない日における契約内容に応じて算定される１月の金額といたします。 ロ　割　　引　　率 ハに定める割引日数１日ごとに４パーセントといたします。 ハ　割　引　日　数 割引日数は，各月の料金の算定期間における，災害により被害を受けたときから引き続きまったく電気を発電または放電しない期間の日数とし，30分ごとの発電量調整受電電力量等にもとづき当社との協議によって定めます。 ⒂　災害により被害を受けた発電者の受電地点において，発電設備等が災害のため復旧まで一時運転不能となった場合，18（料金）⑶にかかわらず，災害発生日が属する月から６月後の月の末日までの間は，その運転不能設備に相当する系統連系受電サービスの基本料金の割引を行ない料金を算定いたします。 なお，この場合，その運転不能設備に相当する系統連系受電サービスの系統設備効率化割引は適用いたしません。

現　行（2024年10月１日実施）

別　　表

10　需要計画・調達計画・販売計画

需要計画・調達計画・販売計画の通知の期限および通知の内容は次のとおりといたします。

<table>
<tr><td colspan="2">対象期間</td><td>年間計画
（第１年度，
第２年度）</td><td>月間計画
（翌月，
翌々月）</td><td>週間計画
（翌週，
翌々週）</td><td>翌々日
計画</td><td>翌日
計画</td><td>当日
計画</td></tr>
<tr><td colspan="2">通知の期限</td><td>毎年
10月31日</td><td>毎月１日</td><td>毎週
水曜日
午前10時</td><td>毎日
午前10時</td><td>毎日
午前12時</td><td>30分ごとの実需給の開始時刻の１時間前</td></tr>
<tr><td rowspan="3">通知の内容</td><td>需要想定値</td><td>各月の平日および休日の接続対象電力の最大値および最小値</td><td>各週の平日および休日の接続対象電力の最大値および最小値</td><td>電力広域的運営推進機関が指定する時刻の日ごとの接続対象電力</td><td>週間計画と同一の時刻の接続対象電力</td><td colspan="2">30分ごとの接続対象電力量</td></tr>
<tr><td>需要想定値に対する調達計画・販売計画</td><td>各月の平日および休日の接続対象電力の最大値および最小値に対する発電契約者，契約者または需要抑制契約者毎の調達分および販売分の計画値</td><td>各週の平日および休日の接続対象電力の最大値および最小値に対する発電契約者，契約者または需要抑制契約者毎の調達分および販売分の計画値</td><td>電力広域的運営推進機関が指定する時刻の日ごとの接続対象電力に対する発電契約者，契約者または需要抑制契約者毎の調達分および販売分の計画値</td><td>週間計画と同一の時刻の接続対象電力に対する発電契約者，契約者または需要抑制契約者毎の調達分および販売分の計画値</td><td colspan="2">30分ごとの接続対象電力量に対する発電契約者，契約者または需要抑制契約者毎の調達分および販売分の計画値</td></tr>
<tr><td colspan="3">供給力未調達分の計画値
（自己等への電気の供給を行なう場合を除きます。）</td><td colspan="4">―</td></tr>
</table>

（注１）需要計画・調達計画・販売計画は，当社所定の様式により提出していただきます。

（注２）年度とは，４月１日から翌年の３月31日までの期間といたします。

（注３）当社が供給区域の詳細な需給状況を把握する必要がある場合は，より詳細な断面を提出していただく場合があります。

変　更　後（2025年４月１日実施予定）

別　　表

10　需要計画・調達計画・販売計画

需要計画・調達計画・販売計画の通知の期限および通知の内容は次のとおりといたします。

<table>
<tr><td colspan="2">対象期間</td><td>年間計画
（第１年度，
第２年度）</td><td>月間計画
（翌月，
翌々月）</td><td>週間計画
（翌週，
翌々週）</td><td>翌々日
計画</td><td>翌日
計画</td><td>当日
計画</td></tr>
<tr><td colspan="2">通知の期限</td><td>毎年
10月31日</td><td>毎月１日</td><td>毎週
水曜日
午前10時</td><td>毎日
午前10時</td><td>毎日
午前12時</td><td>30分ごとの実需給の開始時刻の１時間前</td></tr>
<tr><td rowspan="3">通知の内容</td><td>需要想定値</td><td>各月の平日および休日の接続対象電力の最大値および最小値</td><td>各週の平日および休日の接続対象電力の最大値および最小値</td><td>電力広域的運営推進機関が指定する時刻の日ごとの接続対象電力</td><td>~~週間計画と同一の時刻の接続対象電力~~</td><td colspan="2">30分ごとの接続対象電力量</td></tr>
<tr><td>需要想定値に対する調達計画・販売計画</td><td>各月の平日および休日の接続対象電力の最大値および最小値に対する発電契約者，契約者または需要抑制契約者毎の調達分および販売分の計画値</td><td>各週の平日および休日の接続対象電力の最大値および最小値に対する発電契約者，契約者または需要抑制契約者毎の調達分および販売分の計画値</td><td>電力広域的運営推進機関が指定する時刻の日ごとの接続対象電力に対する発電契約者，契約者または需要抑制契約者毎の調達分および販売分の計画値</td><td>~~週間計画と同一の時刻の接続対象電力に対する発電契約者，契約者または需要抑制契約者毎の調達分および販売分の計画値~~</td><td colspan="2">30分ごとの接続対象電力量に対する発電契約者，契約者または需要抑制契約者毎の調達分および販売分の計画値</td></tr>
<tr><td colspan="3">供給力未調達分の計画値
（自己等への電気の供給を行なう場合を除きます。）</td><td colspan="4">―</td></tr>
</table>

（注１）需要計画・調達計画・販売計画は，当社所定の様式により提出していただきます。

（注２）年度とは，４月１日から翌年の３月31日までの期間といたします。

（注３）当社が供給区域の詳細な需給状況を把握する必要がある場合は，より詳細な断面を提出していただく場合があります。

現　行（2024年10月１日実施）

（注４）翌々日計画以前において，連系線の利用に係る調達計画および販売計画がある場合には，当該利用に係る調達分ごとの計画値および当該利用に係る販売分ごとの計画値を提出していただきます。

11　発電計画・調達計画・販売計画

発電計画・調達計画・販売計画の通知の期限および通知の内容は次のとおりといたします。

対象期間		年間計画（第１年度，第２年度）	月間計画（翌月，翌々月）	週間計画（翌週，翌々週）	翌々日計画	翌日計画	当日計画
通知の期限		毎年10月31日	毎月１日	毎週水曜日午前10時	毎日午前10時	毎日午前12時	原則として30分ごとの実需給の開始時刻の１時間前
通知の内容	発電計画	各月の平日および休日の発電量調整受電電力の最大値および最小値	各週の平日および休日の発電量調整受電電力の最大値および最小値	電力広域的運営推進機関が指定する時刻の日ごとの発電量調整受電電力	週間計画と同一の時刻の発電量調整受電電力	30分ごとの発電量調整受電電力量	
	調達計画・販売計画	各月の平日および休日の発電量調整受電電力の最大値および最小値に対する契約者，発電契約者または需要抑制契約者毎の調達分および販売分の計画値	各週の平日および休日の発電量調整受電電力の最大値および最小値に対する契約者，発電契約者または需要抑制契約者毎の調達分および販売分の計画値	電力広域的運営推進機関が指定する時刻の日ごとの発電量調整受電電力に対する契約者，発電契約者または需要抑制契約者毎の調達分および販売分の計画値	週間計画と同一の時刻の発電量調整受電電力に対する契約者，発電契約者または需要抑制契約者毎の調達分および販売分の計画値	30分ごとの発電量調整受電電力量に対する契約者，発電契約者または需要抑制契約者毎の調達分および販売分の計画値	
	発電設備等の停止計画	作業の開始日時，作業の終了日時，停止内容，その他必要な項目		—	—	—	
		—	—	計画外作業			
				計画作業の変更分			

変　更　後（2025年４月１日実施予定）

（注４）~~翌々日~~週間計画以前において，連系線の利用に係る調達計画および販売計画がある場合には，当該利用に係る調達分ごとの計画値および当該利用に係る販売分ごとの計画値を提出していただきます。

11　発電計画・調達計画・販売計画

発電計画・調達計画・販売計画の通知の期限および通知の内容は次のとおりといたします。

対象期間		年間計画（第１年度，第２年度）	月間計画（翌月，翌々月）	週間計画（翌週，翌々週）	翌々日計画	翌日計画	当日計画
通知の期限		毎年10月31日	毎月１日	毎週水曜日午前10時	毎日午前10時	毎日午前12時	原則として30分ごとの実需給の開始時刻の１時間前
通知の内容	発電計画	各月の平日および休日の発電量調整受電電力の最大値および最小値	各週の平日および休日の発電量調整受電電力の最大値および最小値	電力広域的運営推進機関が指定する時刻の日ごとの発電量調整受電電力	~~週間計画と同一の時刻の発電量調整受電電力~~	30分ごとの発電量調整受電電力量	
	調達計画・販売計画	各月の平日および休日の発電量調整受電電力の最大値および最小値に対する契約者，発電契約者または需要抑制契約者毎の調達分および販売分の計画値	各週の平日および休日の発電量調整受電電力の最大値および最小値に対する契約者，発電契約者または需要抑制契約者毎の調達分および販売分の計画値	電力広域的運営推進機関が指定する時刻の日ごとの発電量調整受電電力に対する契約者，発電契約者または需要抑制契約者毎の調達分および販売分の計画値	~~週間計画と同一の時刻の発電量調整受電電力に対する契約者，発電契約者または需要抑制契約者毎の調達分および販売分の計画値~~	30分ごとの発電量調整受電電力量に対する契約者，発電契約者または需要抑制契約者毎の調達分および販売分の計画値	
	発電設備等の停止計画	作業の開始日時，作業の終了日時，停止内容，その他必要な項目		—	—		
		—	—	計画外作業			
				計画作業の変更分			

現　行（2024年10月１日実施）	変　更　後（2025年４月１日実施予定）
（注１）発電計画・調達計画・販売計画は，当社所定の様式により提出していただきます。	（注１）発電計画・調達計画・販売計画は，当社所定の様式により提出していただきます。
（注２）年度とは，４月１日から翌年の３月31日までの期間といたします。	（注２）年度とは，４月１日から翌年の３月31日までの期間といたします。
（注３）当社が系統運用上必要な場合および料金の算定上必要な場合は，発電所別の発電計画もあわせて提出していただきます。	（注３）当社が系統運用上必要な場合および料金の算定上必要な場合は，発電所別の発電計画もあわせて提出していただきます。
（注４）計画外作業および計画作業の変更分については，発生のつど，すみやかに提出していただきます。	（注４）計画外作業および計画作業の変更分については，発生のつど，すみやかに提出していただきます。
（注５）当社が供給区域の詳細な需給状況を把握する必要がある場合は，より詳細な断面を提出していただく場合があります。	（注５）当社が供給区域の詳細な需給状況を把握する必要がある場合は，より詳細な断面を提出していただく場合があります。
（注６）翌々日計画以前において，連系線の利用に係る調達計画および販売計画がある場合には，当該利用に係る調達分ごとの計画値および当該利用に係る販売分ごとの計画値を提出していただきます。	（注６）~~翌々日~~週間計画以前において，連系線の利用に係る調達計画および販売計画がある場合には，当該利用に係る調達分ごとの計画値および当該利用に係る販売分ごとの計画値を提出していただきます。

現　行（2024年10月１日実施）

12　需要抑制計画・調達計画・販売計画・ベースライン

需要抑制計画・調達計画・販売計画・ベースラインの通知の期限および通知の内容は次のとおりといたします。

対象期間		年間計画（第１年度，第２年度）	月間計画（翌月，翌々月）	週間計画（翌週，翌々週）	翌々日計画	翌日計画	当日計画
通知の期限		毎年10月31日	毎月１日	毎週水曜日午前10時	毎日午前10時	毎日午前12時	30分ごとの実需給の開始時刻の１時間前
通知の内容	需要抑制計画	各月の平日および休日の需要抑制量調整受電電力の最大値および最小値	各週の平日および休日の需要抑制量調整受電電力の最大値および最小値	電力広域的運営推進機関が指定する時刻の日ごとの需要抑制量調整受電電力	週間計画と同一の時刻の需要抑制量調整受電電力	30分ごとの需要抑制量調整受電電力量	
	調達計画・販売計画	各月の平日および休日の需要抑制量調整受電電力の最大値および最小値に対する契約者，発電契約者または需要抑制契約者毎の調達分および販売分の計画値	各週の平日および休日の需要抑制量調整受電電力の最大値および最小値に対する契約者，発電契約者または需要抑制契約者毎の調達分および販売分の計画値	電力広域的運営推進機関が指定する時刻の日ごとの需要抑制量調整受電電力に対する契約者，発電契約者または需要抑制契約者毎の調達分および販売分の計画値	週間計画と同一の時刻の需要抑制量調整受電電力に対する契約者，発電契約者または需要抑制契約者毎の調達分および販売分の計画値	30分ごとの需要抑制量調整受電電力量に対する契約者，発電契約者または需要抑制契約者毎の調達分および販売分の計画値	
	ベースライン	—	—	—	—	—	30分ごとの値

（注１）需要抑制計画・調達計画・販売計画・ベースラインは，当社所定の様式により提出していただきます。

（注２）年度とは，４月１日から翌年の３月31日までの期間といたします。

（注３）当社が供給区域の詳細な需給状況を把握する必要がある場合は，より詳細な断面を提出していただく場合があります。

（注４）翌々日計画以前において，連系線の利用に係る調達計画および販売計画がある場合には，当該利用に係る調達分ごとの計画値および当該利用に係る販売分ごとの計画値を提出していただきます。

変　更　後（2025年４月１日実施予定）

12　需要抑制計画・調達計画・販売計画・ベースライン

需要抑制計画・調達計画・販売計画・ベースラインの通知の期限および通知の内容は次のとおりといたします。

対象期間		年間計画（第１年度，第２年度）	月間計画（翌月，翌々月）	週間計画（翌週，翌々週）	翌々日計画	翌日計画	当日計画
通知の期限		毎年10月31日	毎月１日	毎週水曜日午前10時	毎日午前10時	毎日午前12時	30分ごとの実需給の開始時刻の１時間前
通知の内容	需要抑制計画	各月の平日および休日の需要抑制量調整受電電力の最大値および最小値	各週の平日および休日の需要抑制量調整受電電力の最大値および最小値	電力広域的運営推進機関が指定する時刻の日ごとの需要抑制量調整受電電力	~~週間計画と同一の時刻の需要抑制量調整受電電力~~	30分ごとの需要抑制量調整受電電力量	
	調達計画・販売計画	各月の平日および休日の需要抑制量調整受電電力の最大値および最小値に対する契約者，発電契約者または需要抑制契約者毎の調達分および販売分の計画値	各週の平日および休日の需要抑制量調整受電電力の最大値および最小値に対する契約者，発電契約者または需要抑制契約者毎の調達分および販売分の計画値	電力広域的運営推進機関が指定する時刻の日ごとの需要抑制量調整受電電力に対する契約者，発電契約者または需要抑制契約者毎の調達分および販売分の計画値	~~週間計画と同一の時刻の需要抑制量調整受電電力に対する契約者，発電契約者または需要抑制契約者毎の調達分および販売分の計画値~~	30分ごとの需要抑制量調整受電電力量に対する契約者，発電契約者または需要抑制契約者毎の調達分および販売分の計画値	
	ベースライン	—	—	—	—	—	30分ごとの値

（注１）需要抑制計画・調達計画・販売計画・ベースラインは，当社所定の様式により提出していただきます。

（注２）年度とは，４月１日から翌年の３月31日までの期間といたします。

（注３）当社が供給区域の詳細な需給状況を把握する必要がある場合は，より詳細な断面を提出していただく場合があります。

（注４）~~翌々日~~週間計画以前において，連系線の利用に係る調達計画および販売計画がある場合には，当該利用に係る調達分ごとの計画値および当該利用に係る販売分ごとの計画値を提出していただきます。

託送供給等約款別冊標準設計基準　新旧対比表

現　行（2024年10月１日実施）	変　更　後（2025年４月１日実施予定）
託送供給等約款別冊 標準設計基準 2024年10月１日 実施 九州電力送配電株式会社	託送供給等約款別冊 標準設計基準 ~~2024~~2025年~~10~~４月１日 実施 九州電力送配電株式会社

託送供給等約款別冊系統連系技術要件　新旧対比表

現　行（2024年10月１日実施）	変　更　後（2025年４月１日実施予定）
託送供給等約款別冊 系統連系技術要件 **2024年10月１日 実施** **九州電力送配電株式会社**	**託送供給等約款別冊 系統連系技術要件** **~~2024~~2025年~~10~~４月１日 実施** **九州電力送配電株式会社**

現　行（2024年10月１日実施）	変　更　後（2025年４月１日実施予定）

託送供給等約款別冊　系統連系技術要件
目　　次

現　行（2024年10月１日実施）		変　更　後（2025年４月１日実施予定）	
Ⅰ　総　　則	1	Ⅰ　総　　則	1
1　目　　的	1	1　目　　的	1
2　適用の範囲	1	2　適用の範囲	1
3　協　　議	1	3　協　　議	1
Ⅱ　低圧系統連系	3	Ⅱ　低圧系統連系	3
Ⅱ－１　発電設備等の連系要件	3	Ⅱ－１　発電設備等の連系要件	3
4　電気方式	3	4　電気方式	3
5　運転可能周波数	3	5　運転可能周波数・並列時許容周波数	3
6　力　　率	4	6　力　　率	4
7　高　調　波	4	7　高　調　波	4
8　需給バランス制約による発電設備等の出力の抑制	4	8　需給バランス制約による発電設備等の出力の抑制	~~4~~ 5
9　送電容量制約による発電設備等の出力の抑制	5	9　送電容量制約による発電設備等の出力の抑制	~~5~~ 6
10　不要解列の防止	5	10　不要解列の防止	~~5~~ 6
11　保護装置の設置場所	11	11　保護装置の設置場所	11
12　保護リレーの設置相数	11	12　保護リレーの設置相数	11
13　保護装置の設置	11	13　保護装置の設置	~~11~~12
14　解列箇所	13	14　解列箇所	13
		15　発電機運転制御装置の付加	13
15　接地方式	13	~~15~~16　接地方式	~~13~~14
16　直流流出防止変圧器の設置	13	~~16~~17　直流流出防止変圧器の設置	~~13~~14
17　電圧変動	14	~~17~~18　電圧変動	14
18　短絡容量	15	~~18~~19　短絡容量	~~15~~16
19　過電流引き外し素子を有するしゃ断器の設置	15	~~19~~20　過電流引き外し素子を有するしゃ断器の設置	~~15~~16
20　発電設備等の種類	15	~~20~~21　発電設備等の種類	~~15~~17
21　発電機諸元	15	~~21~~22　発電機諸元	~~15~~17
22　フリッカ	16	~~22~~23　フリッカ	~~16~~18
23　サイバーセキュリティ対策	17	~~23~~24　サイバーセキュリティ対策	~~17~~19
Ⅱ－２　需要設備の連系要件	19	Ⅱ－２　需要設備の連系要件	~~19~~20
24　電気方式	19	~~24~~25　電気方式	~~19~~20
25　力　　率	19	~~25~~26　力　　率	~~19~~20
26　高　調　波	19	~~26~~27　高　調　波	~~19~~20
27　フリッカ	19	~~27~~28　フリッカ	~~19~~20

現　行（2024年10月１日実施）		変　更　後（2025年４月１日実施予定）	
Ⅲ　高圧系統連系	20	**Ⅲ　高圧系統連系**	~~20~~21
Ⅲ－１　発電設備等の連系要件	20	**Ⅲ－１　発電設備等の連系要件**	~~20~~21
28　電　気　方　式	20	~~28~~29　電　気　方　式	~~20~~21
29　運転可能周波数	20	~~29~~30　運転可能周波数・並列時許容周波数	~~20~~21
30　力　　率	21	~~30~~31　力　　率	~~21~~22
31　高　調　波	21	~~31~~32　高　調　波	~~21~~22
32　需給バランス制約による発電設備等の出力の抑制	21	~~32~~33　需給バランス制約による発電設備等の出力の抑制	~~21~~22
33　送電容量制約による発電設備等の出力の抑制	22	~~33~~34　送電容量制約による発電設備等の出力の抑制	~~22~~23
34　不要解列の防止	22	~~34~~35　不要解列の防止	~~22~~24
35　保護装置の設置場所	27	~~35~~36　保護装置の設置場所	~~27~~28
36　保護リレーの設置相数	27	~~36~~37　保護リレーの設置相数	~~27~~28
37　保護装置の設置	27	~~37~~38　保護装置の設置	~~27~~29
38　解　列　箇　所	29	~~38~~39　解　列　箇　所	~~29~~30
		40　発電機運転制御装置の付加	~~29~~31
39　自動負荷制限	30	~~39~~41　自動負荷制限	~~30~~31
40　線路無電圧確認装置の設置	30	~~40~~42　線路無電圧確認装置の設置	~~30~~32
41　接　地　方　式	31	~~41~~43　接　地　方　式	~~31~~33
42　直流流出防止変圧器の設置	31	~~42~~44　直流流出防止変圧器の設置	~~31~~33
43　電　圧　変　動	31	~~43~~45　電　圧　変　動	~~31~~33
44　短　絡　容　量	33	~~44~~46　短　絡　容　量	~~33~~35
45　発電機定数・諸元	33	~~45~~47　発電機定数・諸元	~~33~~36
46　昇圧用変圧器	35	~~46~~48　昇圧用変圧器	~~35~~37
47　連　絡　体　制	35	~~47~~49　連　絡　体　制	~~35~~37
48　バンク逆潮流の制限	36	~~48~~50　バンク逆潮流の制限	~~36~~38
49　フ　リ　ッ　カ	36	~~49~~51　フ　リ　ッ　カ	~~36~~39
50　サイバーセキュリティ対策	37	~~50~~52　サイバーセキュリティ対策	~~37~~40
Ⅲ－２　需要設備の連系要件	39	**Ⅲ－２　需要設備の連系要件**	~~39~~42
51　電　気　方　式	39	~~51~~53　電　気　方　式	~~39~~42
52　力　　率	39	~~52~~54　力　　率	~~39~~42
53　保護装置の設置	39	~~53~~55　保護装置の設置	~~39~~42
54　高　調　波	39	~~54~~56　高　調　波	~~39~~42
55　フ　リ　ッ　カ	41	~~55~~57　フ　リ　ッ　カ	~~41~~44
56　電　圧　変　動	41	~~56~~58　電　圧　変　動	~~41~~44
57　サイバーセキュリティ対策	41	~~57~~59　サイバーセキュリティ対策	~~41~~44

現　行（2024年10月１日実施）		変　更　後（2025年４月１日実施予定）	
Ⅳ　特別高圧系統連系	42	Ⅳ　特別高圧系統連系	~~42~~45
Ⅳ－１　発電設備等の連系要件	42	Ⅳ－１　発電設備等の連系要件	~~42~~45
58　電　気　方　式	42	~~58~~60　電　気　方　式	~~42~~45
59　運転可能周波数・並列時許容周波数	42	~~59~~61　運転可能周波数・並列時許容周波数	~~42~~45
60　力　　率	43	~~60~~62　力　　率	~~43~~46
61　高　調　波	43	~~61~~63　高　調　波	~~43~~46
62　需給バランス制約による発電設備等の出力の抑制	43	~~62~~64　需給バランス制約による発電設備等の出力の抑制	~~43~~46
63　送電容量制約による発電設備等の出力の抑制	44	~~63~~65　送電容量制約による発電設備等の出力の抑制	~~44~~47
64　不要解列の防止	44	~~64~~66　不要解列の防止	~~44~~48
65　保護装置の設置	47	~~65~~67　保護装置の設置	~~47~~50
66　再閉路方式	51	~~66~~68　再閉路方式	~~51~~54
67　保護装置の設置場所	51	~~67~~69　保護装置の設置場所	~~51~~54
68　解　列　箇　所	51	~~68~~70　解　列　箇　所	~~51~~54
69　保護リレーの設置相数	52	~~69~~71　保護リレーの設置相数	~~52~~55
70　自動負荷制限・発電抑制	52	~~70~~72　自動負荷制限・発電抑制	~~52~~55
71　線路無電圧確認装置の設置	53	~~71~~73　線路無電圧確認装置の設置	~~53~~56
72　発電機運転制御装置の付加	54	~~72~~74　発電機運転制御装置の付加	~~54~~57
73　中性点接地装置の付加および電磁誘導障害防止対策の実施	56	~~73~~75　中性点接地装置の付加および電磁誘導障害防止対策の実施	~~56~~62
74　直流流出防止変圧器の設置	57	~~74~~76　直流流出防止変圧器の設置	~~57~~62
75　電　圧　変　動	57	~~75~~77　電　圧　変　動	~~57~~62
76　出力変動対策	59	~~76~~78　出力変動対策	~~59~~64
77　短絡・地絡電流対策	60	~~77~~79　短絡・地絡電流対策	~~60~~66
78　発電機定数・諸元	60	~~78~~80　発電機定数・諸元	~~60~~66
79　昇圧用変圧器	63	~~79~~81　昇圧用変圧器	~~63~~69
80　連　絡　体　制	64	~~80~~82　連　絡　体　制	~~64~~70
81　電気現象記録装置	65	~~81~~83　電気現象記録装置	~~65~~71
82　サイバーセキュリティ対策	66	~~82~~84　サイバーセキュリティ対策	~~66~~72
Ⅳ－２　需要設備の連系要件	67	Ⅳ－２　需要設備の連系要件	~~67~~73
83　電　気　方　式	67	~~83~~85　電　気　方　式	~~67~~73
84　力　　率	67	~~84~~86　力　　率	~~67~~73
85　保護装置の設置	67	~~85~~87　保護装置の設置	~~67~~73
86　線路無電圧確認装置の設置	67	~~86~~88　線路無電圧確認装置の設置	~~67~~73
87　連　絡　体　制	68	~~87~~89　連　絡　体　制	~~68~~74
88　高　調　波	68	~~88~~90　高　調　波	~~68~~74
89　フ　リ　ッ　カ	70	~~89~~91　フ　リ　ッ　カ	~~70~~76
90　電　圧　変　動	70	~~90~~92　電　圧　変　動	~~70~~76
91　サイバーセキュリティ対策	71	~~91~~93　サイバーセキュリティ対策	~~71~~77

現　行（2024年10月１日実施）	変　更　後（2025年４月１日実施予定）
Ⅱ　低圧系統連系	**Ⅱ　低圧系統連系**
Ⅱ－１　発電設備等の連系要件	**Ⅱ－１　発電設備等の連系要件**
５　運転可能周波数 発電設備等の連続運転可能周波数および運転可能周波数は，次のとおりとしていただきます。 ⑴　連続運転可能周波数 58.2ヘルツを超え61.2ヘルツ以下 ⑵　運転可能周波数 57.0ヘルツ以上61.8ヘルツ以下 なお，周波数低下時の運転継続時間は，58.2ヘルツでは10分程度以上，57.6ヘルツでは１分程度以上としていただきます。 また，周波数低下リレーの整定値は，原則として，事故時運転継続要件（以下「ＦＲＴ要件」といいます。）の適用を受ける発電設備等の検出レベルは57.0ヘルツ，それ以外は58.2ヘルツとし，検出時限は自動再閉路時間と協調が取れる範囲の最大値としていただきます。ただし，協調が取れる範囲の最大値は，２秒といたします。 ⑶　逆変換装置を用いた発電設備等でＦＲＴ要件の適用を受けない設備は，⑵の限りではありません。	**５　運転可能周波数・並列時許容周波数** ⑴　運転可能周波数 発電設備等の連続運転可能周波数および運転可能周波数は，次のとおりとしていただきます。 ~~⑴~~イ　連続運転可能周波数 58.2ヘルツを超え61.2ヘルツ以下 ~~⑵~~ロ　運転可能周波数 57.0ヘルツ以上61.8ヘルツ以下 なお，周波数低下時の運転継続時間は，58.2ヘルツでは10分程度以上，57.6ヘルツでは１分程度以上としていただきます。 また，周波数低下リレーの整定値は，原則として，事故時運転継続要件（以下「ＦＲＴ要件」といいます。）の適用を受ける発電設備等の検出レベルは57.0ヘルツ，それ以外は58.2ヘルツとし，検出時限は自動再閉路時間と協調が取れる範囲の最大値としていただきます。ただし，協調が取れる範囲の最大値は，２秒といたします。 ~~⑶~~ハ　逆変換装置を用いた発電設備等でＦＲＴ要件の適用を受けない設備は，~~⑵~~ロの限りではありません。 ⑵　並列時許容周波数 系統周波数を適正値に維持する必要があるため，並列時の周波数は並列時許容周波数以内としていただきます。 なお，並列時許容周波数は，標準周波数＋0.1ヘルツ以下（設定可能範囲は，標準周波数＋0.1ヘルツから＋1.0ヘルツまでといたします。）といたします。ただし，離島等，系統固有の事由等により個別に協議させていただく場合があります。
７　高　調　波 逆変換装置（二次励磁発電機の系統側変換装置を含みます。）を用いた発電設備等を設置する場合は，逆変換装置本体（フィルターを含みます。）の高調波流出電流を総合電流歪率５パーセント，各次電流歪率３パーセント以下としていただきます。 また，その他の高調波発生機器を用いた電気設備を設置する場合には，26（高調波）に準じた対策を実施していただきます。	**７　高　調　波** 逆変換装置（二次励磁発電機の系統側変換装置を含みます。）を用いた発電設備等を設置する場合は，逆変換装置本体（フィルターを含みます。）の高調波流出電流を総合電流歪率５パーセント，各次電流歪率３パーセント以下としていただきます。 また，その他の高調波発生機器を用いた電気設備を設置する場合には，~~26~~27（高調波）に準じた対策を実施していただきます。

現　行（2024年10月１日実施）	変　更　後（2025年４月１日実施予定）
８　需給バランス制約による発電設備等の出力の抑制 逆潮流のある発電設備等のうち，太陽光発電設備，風力発電設備および蓄電池には，当社の求めに応じて，当社からの遠隔制御により０パーセントから100パーセントの範囲（１パーセント刻みといたします。）で出力（自家消費分を除くこともできるものといたします。）の抑制ができる機能を有する逆変換装置またはその他必要な設備を設置する等の対策を実施していただきます。ただし，ウィンドファームとしての運用がない風力発電設備またはウィンドファームコントローラがない風力発電設備については，技術的制約を踏まえ個別に協議させていただきます。 なお，逆潮流のある発電設備等のうち，火力発電設備およびバイオマス発電設備（ただし，再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則〔以下「再生可能エネルギー特別措置法施行規則」といいます。〕に定める地域資源バイオマス電源であって，燃料貯蔵または技術に由来する制約等により出力の抑制が困難なものを除きます。）は，発電出力を技術的に合理的な範囲で最大限抑制し，多くとも50パーセント以下に抑制するために必要な機能を具備していただきます。ただし，停止による対応も可能といたします。 また，自家消費を主な目的とした発電設備等については，個別の事情を踏まえ対策の内容を協議させていただきます。	**８　需給バランス制約による発電設備等の出力の抑制** ⑴　逆潮流のある発電設備等のうち，太陽光発電設備，風力発電設備および蓄電池~~には，~~の場合 当社の求めに応じて，当社からの遠隔制御により０パーセントから100パーセントの範囲（１パーセント刻みといたします。）で出力（自家消費分を除くこともできるものといたします。）の抑制ができる機能を有する逆変換装置またはその他必要な設備を設置する等の対策を実施していただきます。ただし，ウィンドファームとしての運用がない風力発電設備またはウィンドファームコントローラがない風力発電設備については，技術的制約を踏まえ個別に協議させていただきます。 ⑵　~~なお，~~逆潮流のある発電設備等のうち，火力発電設備およびバイオマス発電設備（ただし，再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則〔以下「再生可能エネルギー特別措置法施行規則」といいます。〕に定める地域資源バイオマス電源であって，燃料貯蔵または技術に由来する制約等により出力の抑制が困難なものを除きます。）~~は，~~の場合 発電出力を技術的に合理的な範囲で最大限抑制し，その最低出力を発電端の定格出力に対して，火力発電設備（混焼バイオマス発電設備を含みます。）については多くとも30パーセント以下，バイオマス発電設備（混焼バイオマス発電設備を除きます。）については多くとも50パーセント以下に抑制するために必要な機能を具備していただきます。ただし，停止による対応も可能といたします。 ⑶　~~また~~⑴および⑵の場合，自家消費を主な目的とした発電設備等については，個別の事情を踏まえ対策~~の~~内容を協議させていただきます。また，実証設備の実証期間中の扱いについては，技術的制約を踏まえ個別に協議させていただき，実証期間終了後は，再協議させていただきます。 **15　発電機運転制御装置の付加** 火力発電設備およびコージェネレーション（ガスタービン・ガスエンジンを採用したコージェネレーションを除きます。）は，周波数58.8ヘルツまでの場合は，発電機出力を低下しない，周波数58.8ヘルツを下回る場合は，1.2ヘルツ低下するごとに５パーセント以内の出力低下に抑える，または一度出力低下しても回復する機能もしくは装置を具備していただきます。 なお，周波数変動に鋭敏な負荷設備または構内設備（発電用所内電源を除きます。）への電源供給維持のため，自立運転に移行する必要がある自家用発電設備等については，対策内容を協議させていただきます。

現　行（2024年10月１日実施）	変　更　後（2025年４月１日実施予定）
15　接　地　方　式 接地方式は，連系する系統に適合した方式としていただきます。	**~~15~~16　接　地　方　式** 接地方式は，連系する系統に適合した方式としていただきます。
16　直流流出防止変圧器の設置 逆変換装置を用いて発電設備等を連系する場合は，逆変換装置から直流が系統へ流出することを防止するために，受電地点と逆変換装置との間に変圧器（単巻変圧器を除きます。）を設置していただきます。この場合，設置する変圧器は，直流流出防止専用である必要はありません。 なお，次のすべての条件に適合する場合は，変圧器の設置を省略することができます。 ⑴　逆変換装置の交流出力側で直流を検出し，交流出力を停止する機能を有すること。 ⑵　逆変換装置の直流回路が非接地であることまたは逆変換装置に高周波変圧器を用いていること。	**~~16~~17　直流流出防止変圧器の設置** 逆変換装置を用いて発電設備等を連系する場合は，逆変換装置から直流が系統へ流出することを防止するために，受電地点と逆変換装置との間に変圧器（単巻変圧器を除きます。）を設置していただきます。この場合，設置する変圧器は，直流流出防止専用である必要はありません。 なお，次のすべての条件に適合する場合は，変圧器の設置を省略することができます。 ⑴　逆変換装置の交流出力側で直流を検出し，交流出力を停止する機能を有すること。 ⑵　逆変換装置の直流回路が非接地であることまたは逆変換装置に高周波変圧器を用いていること。
17　電　圧　変　動 ⑴　常時電圧変動対策 連系する系統における低圧需要家の電圧を適正値（標準電圧100ボルトに対しては101±６ボルト，標準電圧200ボルトに対しては202±20ボルトといたします。）以内に維持する必要があるため，発電設備等の逆潮流により低圧需要家の電圧が適正値を逸脱するおそれがあるときは，進相無効電力制御機能または出力制御機能により自動的に電圧を調整する対策を行なっていただきます。 なお，これにより対応できない場合は，配電線増強等の対策を行ないます。	**~~17~~18　電　圧　変　動** ⑴　常時電圧変動対策 イ　連系する系統における低圧需要家の電圧を適正値（標準電圧100ボルトに対しては101±６ボルト，標準電圧200ボルトに対しては202±20ボルトといたします。）以内に維持~~する必要があるため，~~していただきます。 なお，電圧規制点は構内負荷機器への影響を考慮し，原則として受電点といたします。ただし，系統側の電圧が電圧上限値に近い場合で，発電設備等からの逆潮流の制限により発電電力量が低下するときは，当該発電設備等設置者以外の低圧需要家への供給電圧が適正値を逸脱するおそれがないことを条件として，電圧規制点を引込柱といたします。 ロ　発電設備等の逆潮流により低圧需要家の電圧が適正値を逸脱するおそれがある~~とき~~場合は，進相無効電力制御機能または出力制御機能により自動的に電圧を調整する対策を行なっていただきます。 なお，これにより対応できない場合は，配電線増強等の対策を行ないます。 また，発電設備等のパワーコンディショナーは逆潮流による電圧上昇を抑制する対策として，次に示す対策を行なっていただきます。 (ｲ)　発電設備等のパワーコンディショナーに，適正電圧範囲内で常に一定の力率（80パーセントから100パーセントの範囲〔１パーセント刻みといたします。〕）で進相運転を行なう機能（力率一定制御）を有するものを用いること。 (ﾛ)　太陽光発電設備（複数直流入力の発電設備を含みます。）については，現時点における標準的な力率95パーセントに設定すること。

現　行（2024年10月１日実施）	変　更　後（2025年４月１日実施予定）
	ただし，連系点の潮流が順潮流状態の時は，力率を100パーセントに制御してもよい。 なお，高圧配電線等の系統状況により個別に力率を指定する場合には，力率を変更すること。
⑵　瞬時電圧変動対策 発電設備等の並解列時の瞬時電圧変動は常時電圧の10パーセント以内とし，次に示す対策を行なっていただきます。 イ　自励式の逆変換装置を用いた発電設備等の場合は，自動的に同期する機能を有するものを用いること。 ロ　他励式の逆変換装置を用いた発電設備等の場合で，並列時の瞬時電圧低下により系統の電圧が常時電圧から10パーセントを超えて逸脱するおそれがあるときには，限流リアクトル等を設置すること。 ハ　同期発電機の場合は，制動巻線付きのもの（制動巻線を有しているものと同等以上の乱調防止効果を有する制動巻線付きでない同期発電機を含みます。）とするとともに自動同期検定装置を設置すること。 ニ　二次励磁制御巻線形誘導発電機の場合は，自動同期検定機能を有するものを用いること。 ホ　誘導発電機の場合で，並列時の瞬時電圧低下により系統の電圧が常時電圧から10パーセントを超えて逸脱するおそれがあるときは，限流リアクトル等を設置すること。 なお，これにより対応できない場合には，同期発電機を用いる等の対策を行なうこと。 ヘ　発電設備等の出力変動または頻繁な並解列が問題となる場合は，出力変動の抑制または並解列の頻度を低減する対策を行なうこと。	⑵　瞬時電圧変動対策 発電設備等の並解列時の瞬時電圧変動は常時電圧の10パーセント以内とし，次に示す対策を行なっていただきます。 イ　自励式の逆変換装置を用いた発電設備等の場合は，自動的に同期する機能を有するものを用いること。 ロ　他励式の逆変換装置を用いた発電設備等の場合で，並列時の瞬時電圧低下により系統の電圧が常時電圧から10パーセントを超えて逸脱するおそれがあるときには，限流リアクトル等を設置すること。 ハ　同期発電機の場合は，制動巻線付きのもの（制動巻線を有しているものと同等以上の乱調防止効果を有する制動巻線付きでない同期発電機を含みます。）とするとともに自動同期検定装置を設置すること。 ニ　二次励磁制御巻線形誘導発電機の場合は，自動同期検定機能を有するものを用いること。 ホ　誘導発電機の場合で，並列時の瞬時電圧低下により系統の電圧が常時電圧から10パーセントを超えて逸脱するおそれがあるときは，限流リアクトル等を設置すること。 なお，これにより対応できない場合には，同期発電機を用いる等の対策を行なうこと。 ヘ　発電設備等の出力変動または頻繁な並解列が問題となる場合は，出力変動の抑制または並解列の頻度を低減する対策を行なうこと。
18　短　絡　容　量 発電設備等の連系により系統の短絡容量が他者のしゃ断器のしゃ断容量等を上回るおそれがある場合は，短絡電流を制限する装置（限流リアクトル等）を設置していただきます。	**~~18~~19　短　絡　容　量** 発電設備等の連系により系統の短絡容量が他者のしゃ断器のしゃ断容量等を上回るおそれがある場合は，短絡電流を制限する装置（限流リアクトル等）を設置していただきます。
19　過電流引き外し素子を有するしゃ断器の設置 単相３線式の電気方式で連系する場合であって，負荷の不平衡と発電設備等の逆潮流により中性線に負荷線以上の過電流が生じるおそれがあるときは，発電設備等および負荷設備等の並列点よりも系統側に，３極に過電流引き外し素子を有するしゃ断器を設置していただきます。	**~~19~~20　過電流引き外し素子を有するしゃ断器の設置** 単相３線式の電気方式で連系する場合であって，負荷の不平衡と発電設備等の逆潮流により中性線に負荷線以上の過電流が生じるおそれがあるときは，発電設備等および負荷設備等の並列点よりも系統側に，３極に過電流引き外し素子を有するしゃ断器を設置していただきます。
20　発電設備等の種類 連系する発電設備等は，逆変換装置を用いた発電設備等に限ります。ただし，逆変換装置を用いない発電設備等の連系は，逆潮流がない場合，または逆潮流がある場合で，逆変換装置を用いた連系の場合と同等の単独運	**~~20~~21　発電設備等の種類** 連系する発電設備等は，逆変換装置を用いた発電設備等に限ります。ただし，逆変換装置を用いない発電設備等の連系は，逆潮流がない場合，または逆潮流がある場合で，逆変換装置を用いた連系の場合と同等の単独運

現　行（2024年10月１日実施）	変　更　後（2025年４月１日実施予定）
転検出および解列ができ，他の需要家へ影響を及ぼすおそれがないときに限ります。	転検出および解列ができ，他の需要家へ影響を及ぼすおそれがないときに限ります。
21　発 電 機 諸 元 当社の求めに応じて，次の諸元を提出していただきます。 なお，第３者認証機関発行の認証証明書による提供もできるものといたします。	**~~21~~22　発 電 機 諸 元** 当社の求めに応じて，次の諸元を提出していただきます。 なお，第３者認証機関発行の認証証明書による提供もできるものといたします。

電源種	設備	諸元
共　通	発電プラント	定格（定格容量，定格出力，台数，定格電圧）
		力率（定格，運転可能範囲）
		単線結線図，系統並解列箇所
	構内設備	高調波発生機器，高調波対策資料
		電圧フリッカの発生源，対策設備資料
	保護装置	設置要素
		設置場所
		設置相数
		解列箇所
		整定範囲
		整定値
		シーケンスブロック
逆変換装置	発電プラント制御装置	メーカ，型式
		単独運転検出方式，整定値
		逆変換装置の容量
		ＦＲＴ要件の適用有無
風　力	発電プラント制御装置	蓄電池，ウィンドファームコントローラの有無
蓄電池	発電プラント	蓄電容量

電源種	設備	諸元
共　通	発電プラント	定格（定格容量，定格出力，台数，定格電圧）
		力率（定格，運転可能範囲）
		単線結線図，系統並解列箇所
	構内設備	高調波発生機器，高調波対策資料
		電圧フリッカの発生源，対策設備資料
	保護装置	設置要素
		設置場所
		設置相数
		解列箇所
		整定範囲
		整定値
		シーケンスブロック
逆変換装置	発電プラント制御装置	メーカ，型式
		単独運転検出方式，整定値
		逆変換装置の容量
		ＦＲＴ要件の適用有無
風　力	発電プラント制御装置	蓄電池，ウィンドファームコントローラの有無
蓄電池	発電プラント	蓄電容量

また，必要に応じて，記載されていない諸元等，最新の諸元等を提供していただくことがあります。	また，必要に応じて，記載されていない諸元等，最新の諸元等を提供していただくことがあります。
22　フ　リ　ッ　カ 発電設備等を設置する場合で，発電設備等の頻繁な並解列，出力変動または単独運転検出機能（能動方式）による電圧フリッカにより適正値を逸脱するおそれがあるときには，次に示す電圧フリッカ対策等を行なってい	**~~22~~23　フ　リ　ッ　カ** 発電設備等を設置する場合で，発電設備等の頻繁な並解列，出力変動または単独運転検出機能（能動方式）による電圧フリッカにより適正値を逸脱するおそれがあるときには，次に示す電圧フリッカ対策等を行なってい

現　行（2024年10月１日実施）	変　更　後（2025年４月１日実施予定）
ただきます。 なお，電圧フリッカ対策要否の判定基準例は，受電点における電圧フリッカレベル（ΔＶ10）を0.45ボルト以下（当該設備のみの場合は，0.23ボルト以下）に維持することといたします。 イ　風力発電設備等の頻繁な並解列により電圧フリッカが適正値を逸脱するおそれがあるときには，静止型無効電力補償装置（以下「ＳＶＣ」といいます。）の設置，サイリスタ等によるソフトスタート機能を有する装置の設置，配電線の太線化等による系統インピーダンスの低減等の対策を行なうこと。 なお，これにより対応できない場合には，配電線の増強等の実施または専用線により連系するものといたします。 ロ　風力発電設備等の出力変動により電圧フリッカが適正値を逸脱するおそれがあるときには，ＳＶＣ等の設置，配電線の太線化等による系統インピーダンスの低減等の対策を行なうこと。 なお，これにより対応できない場合には，配電線の増強等の実施または専用線により連系するものといたします。 ハ　単独運転検出機能（能動的方式）による電圧フリッカにより適正値を逸脱するおそれがあるとき（新型能動的方式を具備する場合等）は，無効電力発振の予兆を検出して無効電力の注入を一時的に停止する機能を有する装置の設置等の対策を行なうこと。 また，単独運転検出機能（能動的方式）による電圧フリッカにより，系統運用に支障が発生した場合または発生するおそれがある場合には，発電設備等設置者は当社と協議のうえ，単独運転検出に影響のない範囲で，周波数フィードバックゲイン，無効電力の注入量の上下限値の変更等により，配電線に注入する無効電力の注入量を低減する等の対策を講じること。ただし，ソフトウェアの改修ができない場合等で，対策を講じることができないときは，機器取り替え，対応時期等を含めて個別に協議させていただきます。 **23　サイバーセキュリティ対策** 自家用電気工作物（発電事業の用に供するものおよび小規模事業用電気工作物を除きます。）に係る遠隔監視システムおよび制御システムは，自家用電気工作物に係るサイバーセキュリティの確保に関するガイドラインに準拠した対策を講じていただきます。 なお，上記以外の発電設備等については，サイバー攻撃による発電設備等の異常動作を防止し，または発電設備等がサイバー攻撃を受けた場合に速やかな異常の除去，影響範囲の局限化等を行なうために次のとおり，適切なサイバーセキュリティ対策を講じていただきます。 ⑴　外部ネットワークその他ネットワークを通じた発電設備等の制御に係	ただきます。 なお，電圧フリッカ対策要否の判定基準例は，受電点における電圧フリッカレベル（ΔＶ10）を0.45ボルト以下（当該設備のみの場合は，0.23ボルト以下）に維持することといたします。 イ　風力発電設備等の頻繁な並解列により電圧フリッカが適正値を逸脱するおそれがあるときには，静止型無効電力補償装置（以下「ＳＶＣ」といいます。）の設置，サイリスタ等によるソフトスタート機能を有する装置の設置，配電線の太線化等による系統インピーダンスの低減等の対策を行なうこと。 なお，これにより対応できない場合には，配電線の増強等の実施または専用線により連系するものといたします。 ロ　風力発電設備等の出力変動により電圧フリッカが適正値を逸脱するおそれがあるときには，ＳＶＣ等の設置，配電線の太線化等による系統インピーダンスの低減等の対策を行なうこと。 なお，これにより対応できない場合には，配電線の増強等の実施または専用線により連系するものといたします。 ハ　単独運転検出機能（能動的方式）による電圧フリッカにより適正値を逸脱するおそれがあるとき（新型能動的方式を具備する場合等）は，発生する電圧フリッカの電圧変動周期にかかわらず無効電力発振の予兆を検出して無効電力の注入を一時的に停止する機能を有する装置の設置等の対策を行なうこと。 また，単独運転検出機能（能動的方式）による電圧フリッカにより，系統運用に支障が発生した場合または発生するおそれがある場合には，発電設備等設置者は当社と協議のうえ，単独運転検出に影響のない範囲で，周波数フィードバックゲイン，無効電力の注入量の上下限値の変更等により，配電線に注入する無効電力の注入量を低減する等の対策を講じること。ただし，ソフトウェアの改修ができない場合等で，対策を講じることができないときは，機器取り替え，対応時期等を含めて個別に協議させていただきます。 **~~23~~24　サイバーセキュリティ対策** 自家用電気工作物（発電事業の用に供するものおよび小規模事業用電気工作物を除きます。）に係る遠隔監視システムおよび制御システムは，自家用電気工作物に係るサイバーセキュリティの確保に関するガイドラインに準拠した対策を講じていただきます。 なお，上記以外の発電設備等については，サイバー攻撃による発電設備等の異常動作を防止し，または発電設備等がサイバー攻撃を受けた場合に速やかな異常の除去，影響範囲の局限化等を行なうために次のとおり，適切なサイバーセキュリティ対策を講じていただきます。 ⑴　外部ネットワークその他ネットワークを通じた発電設備等の制御に係

現　行（2024年10月１日実施）	変　更　後（2025年４月１日実施予定）
るシステムへの影響を最小化するための対策を講じること。 ⑵　発電設備等の制御に係るシステムには，マルウェアの侵入防止対策を講じること。 ⑶　発電者と当社との間で迅速かつ的確な情報連絡を行ない，速やかに必要な措置を講じる必要があるため，発電設備に関し，セキュリティ管理責任者を設置するとともに，氏名および一般加入電話番号または携帯電話番号を通知すること。	るシステムへの影響を最小化するための対策を講じること。 ⑵　発電設備等の制御に係るシステムには，マルウェアの侵入防止対策を講じること。 ⑶　発電者と当社との間で迅速かつ的確な情報連絡を行ない，速やかに必要な措置を講じる必要があるため，発電設備に関し，セキュリティ管理責任者を設置するとともに，氏名および一般加入電話番号または携帯電話番号を通知すること。

現　行（2024年10月１日実施）	変　更　後（2025年４月１日実施予定）
Ⅱ－２　　需要設備の連系要件	**Ⅱ－２　　需要設備の連系要件**
24　電　気　方　式 需要設備の電気方式は，連系する系統の電気方式（交流単相２線式・単相３線式・３相３線式）と同一としていただきます。	**~~24~~25　電　気　方　式** 需要設備の電気方式は，連系する系統の電気方式（交流単相２線式・単相３線式・３相３線式）と同一としていただきます。
25　力　　率 ⑴　需要場所において，電灯または小型機器を使用する場合の力率は，原則として，90パーセント以上，その他の機器を使用する場合については85パーセント以上に保持していただきます。 ⑵　進相用コンデンサを取り付ける場合は，それぞれの電気機器ごとに取り付けていただきます。ただし，やむをえない事情によって，２以上の電気機器に対して一括して取り付ける場合は，進相用コンデンサの開放により，軽負荷時の力率が進み力率とならないようにしていただきます。	**~~25~~26　力　　率** ⑴　需要場所において，電灯または小型機器を使用する場合の力率は，原則として，90パーセント以上，その他の機器を使用する場合については85パーセント以上に保持していただきます。 ⑵　進相用コンデンサを取り付ける場合は，それぞれの電気機器ごとに取り付けていただきます。ただし，やむをえない事情によって，２以上の電気機器に対して一括して取り付ける場合は，進相用コンデンサの開放により，軽負荷時の力率が進み力率とならないようにしていただきます。
26　高　　調　　波 系統内に著しい高調波を発生するおそれのある場合は，抑制装置を設置していただく等の対策を講じていただきます。	**~~26~~27　高　　調　　波** 系統内に著しい高調波を発生するおそれのある場合は，抑制装置を設置していただく等の対策を講じていただきます。
27　フ　リ　ッ　カ 電気炉，溶接機等の特殊負荷等により，系統内の電圧に変動を与えるおそれのある場合は，負荷に応じた抑制装置を設置していただきます。	**~~27~~28　フ　リ　ッ　カ** 電気炉，溶接機等の特殊負荷等により，系統内の電圧に変動を与えるおそれのある場合は，負荷に応じた抑制装置を設置していただきます。

現　行（2024年10月１日実施）	変　更　後（2025年４月１日実施予定）
Ⅲ　高圧系統連系	**Ⅲ　高圧系統連系**
Ⅲ－１　発電設備等の連系要件	**Ⅲ－１　発電設備等の連系要件**
28　電　気　方　式 発電設備等の電気方式は，最大使用電力に比べ発電設備等の容量が非常に小さく，相間の不平衡による影響が実態上問題とならない場合を除き，連系する系統の電気方式（交流３相３線式）と同一としていただきます。	**~~28~~29　電　気　方　式** 発電設備等の電気方式は，最大使用電力に比べ発電設備等の容量が非常に小さく，相間の不平衡による影響が実態上問題とならない場合を除き，連系する系統の電気方式（交流３相３線式）と同一としていただきます。
29　運転可能周波数 発電設備等の連続運転可能周波数および運転可能周波数は，次のとおりとしていただきます。 ⑴　連続運転可能周波数 58.2ヘルツを超え61.2ヘルツ以下 ⑵　運転可能周波数 57.0ヘルツ以上61.8ヘルツ以下 なお，周波数低下時の運転継続時間は，58.2ヘルツでは10分程度以上，57.6ヘルツでは１分程度以上としていただきます。 また，周波数低下リレーの整定値は，原則として，ＦＲＴ要件の適用を受ける発電設備等の検出レベルは57.0ヘルツ，それ以外は58.2ヘルツとし，検出時限は自動再閉路時間と協調が取れる範囲の最大値としていただきます。ただし，協調が取れる範囲の最大値は，２秒といたします。 ⑶　逆変換装置を用いた発電設備等でＦＲＴ要件の適用を受けない設備は，⑵の限りではありません。	**~~29~~30　運転可能周波数・並列時許容周波数** ⑴　運転可能周波数 発電設備等の連続運転可能周波数および運転可能周波数は，次のとおりとしていただきます。 ~~⑴~~イ　連続運転可能周波数 58.2ヘルツを超え61.2ヘルツ以下 ~~⑵~~ロ　運転可能周波数 57.0ヘルツ以上61.8ヘルツ以下 なお，周波数低下時の運転継続時間は，58.2ヘルツでは10分程度以上，57.6ヘルツでは１分程度以上としていただきます。 また，周波数低下リレーの整定値は，原則として，ＦＲＴ要件の適用を受ける発電設備等の検出レベルは57.0ヘルツ，それ以外は58.2ヘルツとし，検出時限は自動再閉路時間と協調が取れる範囲の最大値としていただきます。ただし，協調が取れる範囲の最大値は，２秒といたします。 ~~⑶~~ハ　逆変換装置を用いた発電設備等でＦＲＴ要件の適用を受けない設備は，~~⑵~~ロの限りではありません。 ⑵　並列時許容周波数 系統周波数を適正値に維持する必要があるため，並列時の周波数は並列時許容周波数以内としていただきます。 なお，並列時許容周波数は，標準周波数＋0.1ヘルツ以下（設定可能範囲は，標準周波数＋0.1ヘルツから＋1.0ヘルツまでといたします。）といたします。ただし，離島等，系統固有の事由等により個別に協議させていただく場合があります。
30　力　　率 発電者の受電地点における力率は，連系する系統の電圧を適切に維持するため，原則として系統側からみて遅れ力率85パーセント以上とするとともに，進み力率とならないようにしていただきます。	**~~30~~31　力　　率** 発電者の受電地点における力率は，連系する系統の電圧を適切に維持するため，原則として系統側からみて遅れ力率85パーセント以上とするとともに，進み力率とならないようにしていただきます。

現　行（2024年10月１日実施）	変　更　後（2025年４月１日実施予定）
なお，電圧上昇を防止する上でやむを得ない場合には，受電地点の力率を系統側からみて遅れ力率80パーセントまで制御できるものといたします。	なお，電圧上昇を防止する上でやむを得ない場合には，受電地点の力率を系統側からみて遅れ力率80パーセントまで制御できるものといたします。
31　高　　調　　波 逆変換装置（二次励磁発電機の系統側変換装置を含みます。）を用いた発電設備等を設置する場合は，逆変換装置本体（フィルターを含みます。）の高調波流出電流を総合電流歪率５パーセント，各次電流歪率３パーセント以下としていただきます。 また，その他の高調波発生機器を用いた電気設備を設置する場合には，54（高調波）に準じた対策を実施していただきます。	**~~31~~32　高　　調　　波** 逆変換装置（二次励磁発電機の系統側変換装置を含みます。）を用いた発電設備等を設置する場合は，逆変換装置本体（フィルターを含みます。）の高調波流出電流を総合電流歪率５パーセント，各次電流歪率３パーセント以下としていただきます。 また，その他の高調波発生機器を用いた電気設備を設置する場合には，~~54~~56（高調波）に準じた対策を実施していただきます。
32　需給バランス制約による発電設備等の出力の抑制 逆潮流のある発電設備等のうち，太陽光発電設備，風力発電設備および蓄電池には，当社の求めに応じて，当社からの遠隔制御により０パーセントから100パーセントの範囲（１パーセント刻みといたします。）で出力（自家消費分を除くこともできるものといたします。）の抑制ができる機能を有する逆変換装置またはその他必要な設備を設置する等の対策を実施していただきます。ただし，ウィンドファームとしての運用がない風力発電設備またはウィンドファームコントローラがない風力発電設備については，技術的制約を踏まえ個別に協議させていただきます。 なお，逆潮流のある発電設備等のうち，火力発電設備およびバイオマス発電設備（ただし，再生可能エネルギー特別措置法施行規則に定める地域資源バイオマス電源であって，燃料貯蔵または技術に由来する制約等により出力の抑制が困難なものを除きます。）は，発電出力を技術的に合理的な範囲で最大限抑制し，多くとも50パーセント以下に抑制するために必要な機能を具備していただきます。ただし，停止による対応も可能といたします。 また，自家消費を主な目的とした発電設備等については，個別の事情を踏まえ対策の内容を協議させていただきます。	**~~32~~33　需給バランス制約による発電設備等の出力の抑制** ⑴　逆潮流のある発電設備等のうち，太陽光発電設備，風力発電設備および蓄電池~~には，~~の場合 当社の求めに応じて，当社からの遠隔制御により０パーセントから100パーセントの範囲（１パーセント刻みといたします。）で出力（自家消費分を除くこともできるものといたします。）の抑制ができる機能を有する逆変換装置またはその他必要な設備を設置する等の対策を実施していただきます。ただし，ウィンドファームとしての運用がない風力発電設備またはウィンドファームコントローラがない風力発電設備については，技術的制約を踏まえ個別に協議させていただきます。 ⑵　~~なお，~~逆潮流のある発電設備等のうち，火力発電設備およびバイオマス発電設備（ただし，再生可能エネルギー特別措置法施行規則に定める地域資源バイオマス電源であって，燃料貯蔵または技術に由来する制約等により出力の抑制が困難なものを除きます。）~~は，~~の場合 発電出力を技術的に合理的な範囲で最大限抑制し，その最低出力を発電端の定格出力に対して，火力発電設備（混焼バイオマス発電設備を含みます。）については多くとも30パーセント以下，バイオマス発電設備（混焼バイオマス発電設備を除きます。）については多くとも50パーセント以下に抑制するために必要な機能を具備していただきます。ただし，停止による対応も可能といたします。 ⑶　~~また~~⑴および⑵の場合，自家消費を主な目的とした発電設備等については，個別の事情を踏まえ対策~~の~~内容を協議させていただきます。また，実証設備の実証期間中の扱いについては，技術的制約を踏まえ個別に協議させていただき，実証期間終了後は，再協議させていただきます。

現　行（2024年10月１日実施）	変　更　後（2025年４月１日実施予定）
33　送電容量制約による発電設備等の出力の抑制 逆潮流のある発電設備等には，当社の求めに応じて，当社からの遠隔制御により，送電容量制約による出力の抑制ができる機能を有する装置，その他必要な装置を設置する等の対策を実施していただきます。	**~~33~~34　送電容量制約による発電設備等の出力の抑制** 逆潮流のある発電設備等には，当社の求めに応じて，当社からの遠隔制御により，送電容量制約による出力の抑制ができる機能を有する装置，その他必要な装置を設置する等の対策を実施していただきます。
34　不要解列の防止 ⑴　保　護　協　調 発電設備等の故障または系統の事故時に，事故の除去，事故範囲の局限化等を行なうために次の考え方にもとづき，保護協調を図ることを目的に適正な保護装置を設置していただきます。 なお，構内設備の故障に対しては，これにともなう影響を連系する系統へ波及させないため，構内設備を当該系統からしゃ断していただきます。 イ　発電設備等の異常および故障に対しては，確実に検出・除去し，連系する系統に事故を波及させないために，発電設備等を即時に解列すること。 ロ　連系する系統の事故に対しては，迅速かつ確実に，発電設備等が解列すること。 ハ　上位系統事故時等の連系する系統の電源が喪失した場合にも発電設備等が高速に解列し，一般需要家を含むいかなる部分系統においても単独運転が生じないこと。 ニ　事故時の再閉路時に，発電設備等が連系する系統から確実に解列されていること。 ホ　連系する系統以外の事故時には，発電設備等は解列しないこと。 ⑵　事故時運転継続 系統事故による広範囲の瞬時電圧低下や周波数変動等により，発電設備等の一斉解列，出力低下継続等が発生し，系統全体の電圧・周波数維持に大きな影響を与えることを防止するため，発電設備等の種別ごとに定められるＦＲＴ要件を満たしていただきます。 なお，満たすべきＦＲＴ要件は次のとおりといたします。	**~~34~~35　不要解列の防止** ⑴　保　護　協　調 発電設備等の故障または系統の事故時に，事故の除去，事故範囲の局限化等を行なうために次の考え方にもとづき，保護協調を図ることを目的に適正な保護装置を設置していただきます。 なお，構内設備の故障に対しては，これにともなう影響を連系する系統へ波及させないため，構内設備を当該系統からしゃ断していただきます。 イ　発電設備等の異常および故障に対しては，確実に検出・除去し，連系する系統に事故を波及させないために，発電設備等を即時に解列すること。 ロ　連系する系統の事故に対しては，迅速かつ確実に，発電設備等が解列すること。 ハ　上位系統事故時等の連系する系統の電源が喪失した場合にも発電設備等が高速に解列し，一般需要家を含むいかなる部分系統においても単独運転が生じないこと。 ニ　事故時の再閉路時に，発電設備等が連系する系統から確実に解列されていること。 ホ　連系する系統以外の事故時には，発電設備等は解列しないこと。 ⑵　事故時運転継続 系統事故による広範囲の瞬時電圧低下や周波数変動等により，発電設備等の一斉解列，出力低下継続等が発生し，系統全体の電圧・周波数維持に大きな影響を与えることを防止するため，発電設備等の種別ごとに定められるＦＲＴ要件を満たしていただきます。 なお，満たすべきＦＲＴ要件は次のとおりといたします。

現　行（2024年10月１日実施）

発電設備等		電圧低下			周波数変動（運転継続）
		三相短絡を想定		二相短絡を想定	
		残電圧20パーセント以上（運転継続）	残電圧20パーセント未満（運転継続またはｹﾞｰﾄﾌﾞﾛｯｸによる出力停止）	残電圧52パーセント以上・位相変化41度以下（運転継続）	60ﾍﾙﾂ系統
単相	太陽光 風力 蓄電池 燃料電池 ｶﾞｽｴﾝｼﾞﾝ	低圧単相に準ずる	低圧単相に準ずる	低圧単相に準ずる	低圧単相に準ずる
三相	太陽光	・電圧低下継続時間0.3秒以下 ・電圧復帰後0.1秒以内に電圧低下前の出力の80パーセント以上の出力まで復帰	・電圧低下継続時間0.3秒以下 ・電圧復帰後0.2秒以内に電圧低下前の出力の80パーセント以上の出力まで復帰	・電圧低下継続時間0.3秒以下 ・電圧復帰後0.1秒以内に電圧低下前の出力の80パーセント以上の出力まで復帰	・ｽﾃｯﾌﾟ状に＋1.0ﾍﾙﾂ，３ｻｲｸﾙ間継続 ・ﾗﾝﾌﾟ上の±２ﾍﾙﾂ/秒 （周波数上限） 61.8ﾍﾙﾂ （周波数下限） 57.0ﾍﾙﾂ
	風力	残電圧０パーセント・継続時間0.15秒と残電圧90パーセント・継続時間1.5秒を結ぶ直線以上の残電圧がある電圧低下に対しては運転を継続し，電圧復帰後1.0秒以内に電圧低下前の出力の80パーセント以上の出力まで復帰			・ｽﾃｯﾌﾟ状に＋1.0ﾍﾙﾂ，３ｻｲｸﾙ間継続 ・ﾗﾝﾌﾟ上の±２ﾍﾙﾂ/秒 （周波数上限） 61.8ﾍﾙﾂ （周波数下限） 57.0ﾍﾙﾂ

変　更　後（2025年４月１日実施予定）

発電設備等		電圧低下			周波数変動（運転継続）
		三相短絡を想定		二相短絡を想定	
		残電圧20パーセント以上（運転継続）	残電圧20パーセント未満（運転継続またはｹﾞｰﾄﾌﾞﾛｯｸによる出力停止）	残電圧52パーセント以上・位相変化41度以下（運転継続）	60ﾍﾙﾂ系統
単相	太陽光 風力 蓄電池 燃料電池 ｶﾞｽｴﾝｼﾞﾝ	低圧単相に準ずる	低圧単相に準ずる	低圧単相に準ずる	低圧単相に準ずる
三相	太陽光	・電圧低下継続時間0.3秒以下 ・電圧復帰後0.1秒以内に電圧低下前の出力の80パーセント以上の出力まで復帰	・電圧低下継続時間0.3秒以下 ・電圧復帰後0.2秒以内に電圧低下前の出力の80パーセント以上の出力まで復帰	・電圧低下継続時間0.3秒以下 ・電圧復帰後0.1秒以内に電圧低下前の出力の80パーセント以上の出力まで復帰	・ｽﾃｯﾌﾟ状に＋1.0ﾍﾙﾂ，３ｻｲｸﾙ間継続 ・ﾗﾝﾌﾟ上の±２ﾍﾙﾂ/秒 （周波数上限） 61.8ﾍﾙﾂ （周波数下限） 57.0ﾍﾙﾂ
	風力	残電圧０パーセント・継続時間0.15秒と残電圧90パーセント・継続時間1.5秒を結ぶ直線以上の残電圧がある電圧低下に対しては運転を継続し，電圧復帰後1.0秒以内に電圧低下前の出力の80パーセント以上の出力まで復帰			・ｽﾃｯﾌﾟ状に＋1.0ﾍﾙﾂ，３ｻｲｸﾙ間継続 ・ﾗﾝﾌﾟ上の±２ﾍﾙﾂ/秒 （周波数上限） 61.8ﾍﾙﾂ （周波数下限） 57.0ﾍﾙﾂ

現　行（2024年10月１日実施）

発電設備等		電圧低下			周波数変動（運転継続）
		三相短絡を想定		二相短絡を想定	
		残電圧20パーセント以上（運転継続）	残電圧20パーセント未満（運転継続またはｹﾞｰﾄﾌﾞﾛｯｸによる出力停止）	残電圧52パーセント以上・位相変化41度以下（運転継続）	60ﾍﾙﾂ系統
三相	蓄電池	・電圧低下継続時間0.3秒以下 ・電圧復帰後0.1秒以内に電圧低下前の出力の80パーセント以上の出力まで復帰（RPRが設置される場合は出力電力特性とRPRの協調を図るため，0.4秒以内の復帰としてもよい。）	・電圧低下継続時間0.3秒以下 ・電圧復帰後1.0秒以内に電圧低下前の出力の80パーセント以上の出力まで復帰	・電圧低下継続時間0.3秒以下 ・電圧復帰後0.1秒以内に電圧低下前の出力の80パーセント以上の出力まで復帰（RPRが設置される場合は出力電力特性とRPRの協調を図るため，0.4秒以内の復帰としてもよい。）	・ｽﾃｯﾌﾟ状に+1.0ﾍﾙﾂ，3ｻｲｸﾙ間継続 ・ﾗﾝﾌﾟ上の±2ﾍﾙﾂ/秒 （周波数上限）61.8ﾍﾙﾂ （周波数下限）57.0ﾍﾙﾂ
	燃料電池※	・電圧低下継続時間0.3秒以下 ・電圧復帰後1.0秒以内に電圧低下前の出力の80パーセント以上の出力まで復帰	・電圧低下継続時間0.3秒以下 ・電圧復帰後1.0秒以内に電圧低下前の出力の80パーセント以上の出力まで復帰	・電圧低下継続時間0.3秒以下 ・電圧復帰後1.0秒以内に電圧低下前の出力の80パーセント以上の出力まで復帰	・ｽﾃｯﾌﾟ状に+1.0ﾍﾙﾂ，3ｻｲｸﾙ間継続 ・ﾗﾝﾌﾟ上の± 2ﾍﾙﾂ/秒 （周波数上限）61.8ﾍﾙﾂ （周波数下限）57.0ﾍﾙﾂ
	ｶﾞｽｴﾝｼﾞﾝ（単機出力35ｷﾛﾜｯﾄ以下）	・電圧低下継続時間0.3秒以下 ・電圧復帰後1.0秒以内に電圧低下前の出力の80パーセント以上の出力まで復帰	・電圧低下継続時間0.3秒以下 ・電圧復帰後1.0秒以内に電圧低下前の出力の80パーセント以上の出力まで復帰	・電圧低下継続時間0.3秒以下 ・電圧復帰後1.0秒以内に電圧低下前の出力の80パーセント以上の出力まで復帰	・ｽﾃｯﾌﾟ状に+1.0ﾍﾙﾂ，3ｻｲｸﾙ間継続 ・ﾗﾝﾌﾟ上の± 2ﾍﾙﾂ/秒 （周波数上限）61.8ﾍﾙﾂ （周波数下限）57.0ﾍﾙﾂ

※燃料電池にマイクロガスタービンを組み合わせた発電設備は除きます。

変　更　後（2025年４月１日実施予定）

発電設備等		電圧低下			周波数変動（運転継続）
		三相短絡を想定		二相短絡を想定	
		残電圧20パーセント以上（運転継続）	残電圧20パーセント未満（運転継続またはｹﾞｰﾄﾌﾞﾛｯｸによる出力停止）	残電圧52パーセント以上・位相変化41度以下（運転継続）	60ﾍﾙﾂ系統
三相	蓄電池	・電圧低下継続時間0.3秒以下 ・電圧復帰後0.1秒以内に電圧低下前の出力の80パーセント以上の出力まで復帰（RPRが設置される場合は出力電力特性とRPRの協調を図るため，0.4秒以内の復帰としてもよい。）	・電圧低下継続時間0.3秒以下 ・電圧復帰後1.0秒以内に電圧低下前の出力の80パーセント以上の出力まで復帰	・電圧低下継続時間0.3秒以下 ・電圧復帰後0.1秒以内に電圧低下前の出力の80パーセント以上の出力まで復帰（RPRが設置される場合は出力電力特性とRPRの協調を図るため，0.4秒以内の復帰としてもよい。）	・ｽﾃｯﾌﾟ状に+1.0ﾍﾙﾂ，3ｻｲｸﾙ間継続 ・ﾗﾝﾌﾟ上の±2ﾍﾙﾂ/秒 （周波数上限）61.8ﾍﾙﾂ （周波数下限）57.0ﾍﾙﾂ
	燃料電池※	・電圧低下継続時間0.3秒以下 ・電圧復帰後1.0秒以内に電圧低下前の出力の80パーセント以上の出力まで復帰	・電圧低下継続時間0.3秒以下 ・電圧復帰後1.0秒以内に電圧低下前の出力の80パーセント以上の出力まで復帰	・電圧低下継続時間0.3秒以下 ・電圧復帰後1.0秒以内に電圧低下前の出力の80パーセント以上の出力まで復帰	・ｽﾃｯﾌﾟ状に+1.0ﾍﾙﾂ，3ｻｲｸﾙ間継続 ・ﾗﾝﾌﾟ上の± 2ﾍﾙﾂ/秒 （周波数上限）61.8ﾍﾙﾂ （周波数下限）57.0ﾍﾙﾂ
	ｶﾞｽｴﾝｼﾞﾝ（単機出力35ｷﾛﾜｯﾄ以下）	・電圧低下継続時間0.3秒以下 ・電圧復帰後1.0秒以内に電圧低下前の出力の80パーセント以上の出力まで復帰	・電圧低下継続時間0.3秒以下 ・電圧復帰後1.0秒以内に電圧低下前の出力の80パーセント以上の出力まで復帰	・電圧低下継続時間0.3秒以下 ・電圧復帰後1.0秒以内に電圧低下前の出力の80パーセント以上の出力まで復帰	・ｽﾃｯﾌﾟ状に+1.0ﾍﾙﾂ，3ｻｲｸﾙ間継続 ・ﾗﾝﾌﾟ上の± 2ﾍﾙﾂ/秒 （周波数上限）61.8ﾍﾙﾂ （周波数下限）57.0ﾍﾙﾂ

※燃料電池にマイクロガスタービンを組み合わせた発電設備は除きます。

現　行（2024年10月１日実施）	変　更　後（2025年４月１日実施予定）
ＦＲＴ要件のイメージ（太陽光発電設備の例） 電圧低下耐量 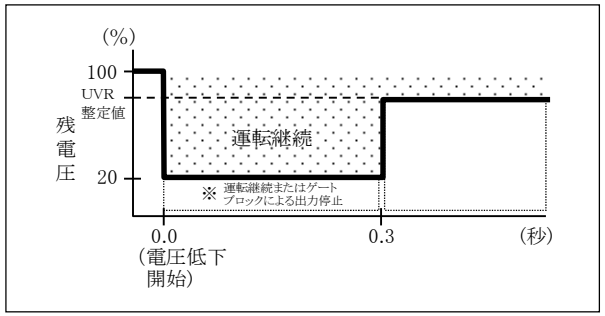 ※　三相短絡事故にともなう平衡した電圧低下時に限ります。 出力復帰動作（残電圧20パーセント以上の場合） 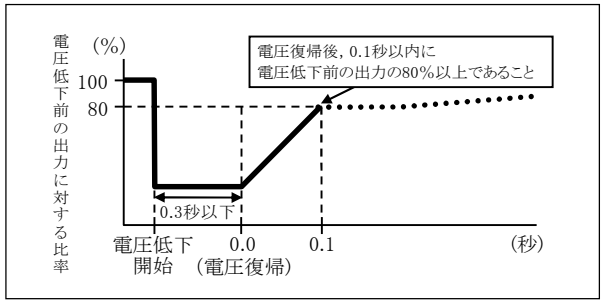 	ＦＲＴ要件のイメージ（太陽光発電設備の例） 電圧低下耐量 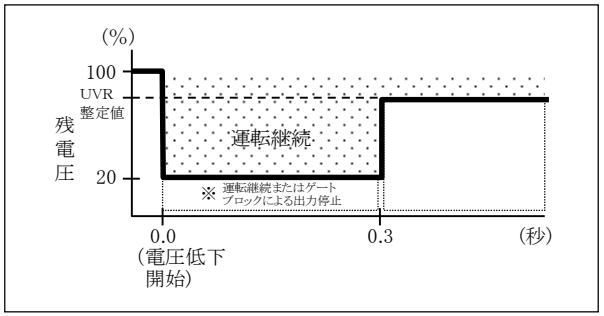 ※　三相短絡事故にともなう平衡した電圧低下時に限ります。 出力復帰動作（残電圧20パーセント以上の場合） 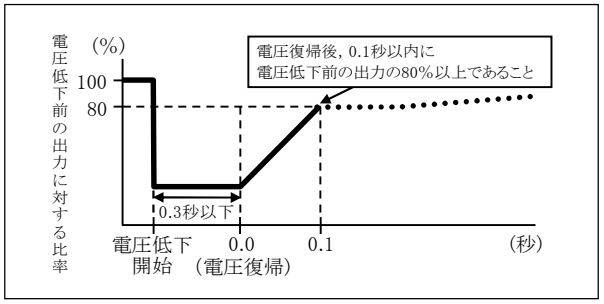

現　行（2024年10月１日実施）	変　更　後（2025年４月１日実施予定）
出力復帰動作（残電圧20パーセント未満の場合） 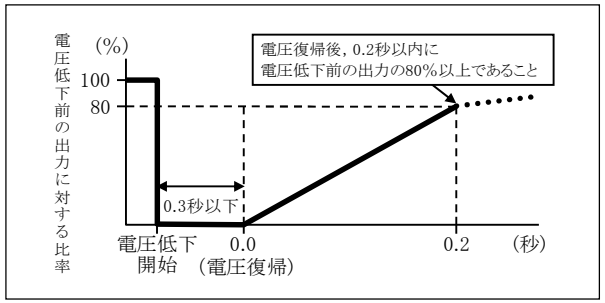 	出力復帰動作（残電圧20パーセント未満の場合） 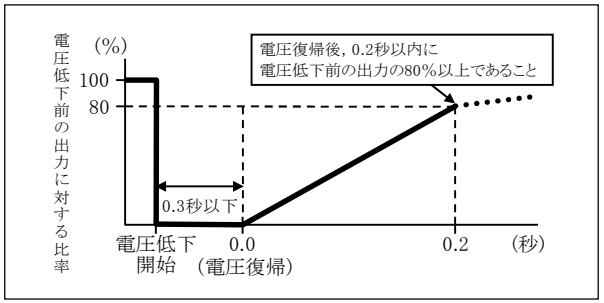
周波数変動耐量（ステップ上昇） 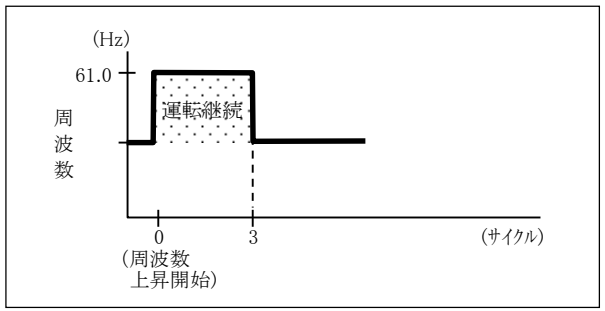 	周波数変動耐量（ステップ上昇） 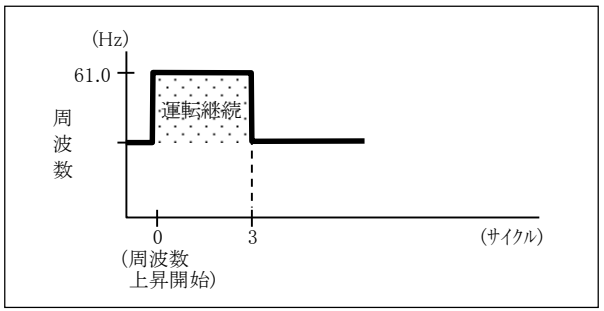
周波数変動耐量（ランプ上昇・下降） 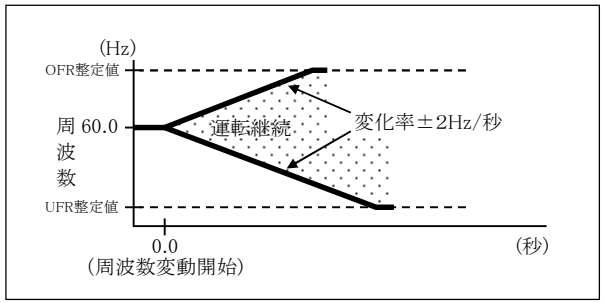 	周波数変動耐量（ランプ上昇・下降） 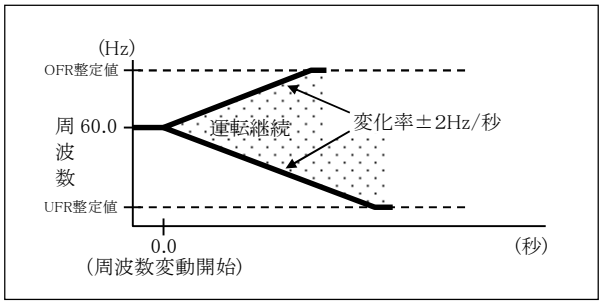

現　行（2024年10月１日実施）	変　更　後（2025年４月１日実施予定）
35　保護装置の設置場所 保護装置は，受電地点または故障の検出が可能な場所に設置していただきます。	**~~35~~36　保護装置の設置場所** 保護装置は，受電地点または故障の検出が可能な場所に設置していただきます。
36　保護リレーの設置相数 保護リレーの設置相数は次のとおりとしていただきます。 ⑴　地絡過電圧リレーは零相回路に設置すること。 ⑵　過電圧リレー，周波数低下リレー，周波数上昇リレーおよび逆電力リレーは，１相設置とすること。 ⑶　短絡方向リレーは，３相設置とすること。ただし，連系する系統と協調を図ることができる場合は，２相設置とすることができることといたします。 ⑷　不足電圧リレーは，３相設置とすること。ただし，短絡方向リレーと協調を図ることができる場合は，１相設置とすることができることといたします。 ⑸　不足電力リレーは，２相設置とすること。	**~~36~~37　保護リレーの設置相数** 保護リレーの設置相数は次のとおりとしていただきます。 ⑴　地絡過電圧リレーは零相回路に設置すること。 ⑵　過電圧リレー，周波数低下リレー，周波数上昇リレーおよび逆電力リレーは，１相設置とすること。 ⑶　短絡方向リレーは，３相設置とすること。ただし，連系する系統と協調を図ることができる場合は，２相設置とすることができることといたします。 ⑷　不足電圧リレーは，３相設置とすること。ただし，短絡方向リレーと協調を図ることができる場合は，１相設置とすることができることといたします。 ⑸　不足電力リレーは，２相設置とすること。
37　保護装置の設置 ⑴　発電設備等故障対策 発電設備等故障時の系統保護のため，次に示す保護装置を設置していただきます。ただし，発電設備等自体の保護装置により，検出できる場合は省略できることといたします。 イ　発電設備等の発電電圧が異常に上昇した場合に，これを検出し時限をもって解列するための過電圧リレーを設置していただきます。 ロ　発電設備等の発電電圧が異常に低下した場合に，これを検出し時限をもって解列するための不足電圧リレーを設置していただきます。 ⑵　系統側短絡事故対策 連系する系統における短絡事故時の保護のため，次に示す保護リレーを設置していただきます。 イ　同期発電機の場合は，連系する系統における短絡事故を検出し，発電設備を解列するための短絡方向リレーを設置すること。 ロ　誘導発電機，二次励磁発電機および逆変換装置を用いた発電設備等の場合は，連系する系統の短絡事故時に発電設備等の電圧低下を検出し，発電設備等を解列するための不足電圧リレーを設置すること。 ⑶　系統側地絡事故対策 連系する系統における地絡事故時の保護のため，地絡過電圧リレーを設置していただきます。ただし，次のいずれかを満たす場合は，地絡過電圧リレーを省略できるものといたします。 イ　発電設備等の引出口にある地絡過電圧リレーにより系統側地絡事故が検知できる場合	**~~37~~38　保護装置の設置** ⑴　発電設備等故障対策 発電設備等故障時の系統保護のため，次に示す保護装置を設置していただきます。ただし，発電設備等自体の保護装置により，検出できる場合は省略できることといたします。 イ　発電設備等の発電電圧が異常に上昇した場合に，これを検出し時限をもって解列するための過電圧リレーを設置していただきます。 ロ　発電設備等の発電電圧が異常に低下した場合に，これを検出し時限をもって解列するための不足電圧リレーを設置していただきます。 ⑵　系統側短絡事故対策 連系する系統における短絡事故時の保護のため，次に示す保護リレーを設置していただきます。 イ　同期発電機の場合は，連系する系統における短絡事故を検出し，発電設備を解列するための短絡方向リレーを設置すること。 ロ　誘導発電機，二次励磁発電機および逆変換装置を用いた発電設備等の場合は，連系する系統の短絡事故時に発電設備等の電圧低下を検出し，発電設備等を解列するための不足電圧リレーを設置すること。 ⑶　系統側地絡事故対策 連系する系統における地絡事故時の保護のため，地絡過電圧リレーを設置していただきます。ただし，次のいずれかを満たす場合は，地絡過電圧リレーを省略できるものといたします。 イ　発電設備等の引出口にある地絡過電圧リレーにより系統側地絡事故が検知できる場合

現　行（2024年10月１日実施）	変　更　後（2025年４月１日実施予定）
ロ　逆変換装置を用いた発電設備等が構内低圧線に連系する場合であって，その出力容量が受電電力の容量に比べて極めて小さいとき。	ロ　逆変換装置を用いた発電設備等が構内低圧線に連系する場合であって，その出力容量が受電電力の容量に比べて極めて小さいとき。
ハ　逆変換装置を用いた発電設備等が構内低圧線に連系する場合であって，その出力容量が10キロワット以下のとき。	ハ　逆変換装置を用いた発電設備等が構内低圧線に連系する場合であって，その出力容量が10キロワット以下のとき。
⑷　逆潮流がある場合の単独運転防止対策	⑷　逆潮流がある場合の単独運転防止対策
逆潮流がある場合，単独運転防止のため，発電設備等故障対策用の過電圧リレーおよび不足電圧リレーに加えて，周波数上昇リレーおよび周波数低下リレーを設置するとともに，転送しゃ断装置または次のすべての条件を満たす単独運転検出機能（能動的方式１方式以上を含みます。）を有する装置を設置していただきます。ただし，専用線の場合は，周波数上昇リレーは省略できるものといたします。	逆潮流がある場合，単独運転防止のため，発電設備等故障対策用の過電圧リレーおよび不足電圧リレーに加えて，周波数上昇リレーおよび周波数低下リレーを設置するとともに，転送しゃ断装置または次のすべての条件を満たす単独運転検出機能（能動的方式１方式以上を含みます。）を有する装置を設置していただきます。ただし，専用線の場合は，周波数上昇リレーは省略できるものといたします。
なお，単独運転検出機能の整定値例は系統連系規程によります。	なお，単独運転検出機能の整定値例は系統連系規程によります。
イ　連系する系統のインピーダンス，負荷状態等を考慮し，確実に単独運転を検出できること。	イ　連系する系統のインピーダンス，負荷状態等を考慮し，確実に単独運転を検出できること。
ロ　頻繁な不要解列を生じさせないこと。	ロ　頻繁な不要解列を生じさせないこと。
ハ　能動信号は，系統への影響が実態上問題とならないこと。	ハ　能動信号は，系統への影響が実態上問題とならないこと。
⑸　逆潮流がない場合の単独運転防止対策	⑸　逆潮流がない場合の単独運転防止対策
逆潮流がない場合，単独運転防止のため，逆電力リレーおよび周波数低下リレーを設置していただきます。ただし，専用線の場合であって，逆電力リレーまたは不足電力リレーで単独運転を高速に検出できるときは，周波数低下リレーを省略できるものといたします。	逆潮流がない場合，単独運転防止のため，逆電力リレーおよび周波数低下リレーを設置していただきます。ただし，専用線の場合であって，逆電力リレーまたは不足電力リレーで単独運転を高速に検出できるときは，周波数低下リレーを省略できるものといたします。
なお，構内低圧線に連系する発電設備等において，その出力容量が受電電力の容量に比べて極めて小さく，単独運転検出機能（受動的方式および能動的方式のそれぞれ１方式以上を含むものに限ります。）を有する装置により高速に単独運転を検出し，発電設備等が停止，または解列する場合は，逆電力リレーを省略できるものといたします。	なお，構内低圧線に連系する発電設備等において，その出力容量が受電電力の容量に比べて極めて小さく，単独運転検出機能（受動的方式および能動的方式のそれぞれ１方式以上を含むものに限ります。）を有する装置により高速に単独運転を検出し，発電設備等が停止，または解列する場合は，逆電力リレーを省略できるものといたします。
また，単独運転検出機能の整定値例は系統連系規程によります。	また，単独運転検出機能の整定値例は系統連系規程によります。
38　解　列　箇　所	**~~38~~39　解　列　箇　所**
保護装置が動作した場合の解列箇所は，原則として，系統から発電設備等を解列することができる次のいずれかの箇所としていただきます。	保護装置が動作した場合の解列箇所は，原則として，系統から発電設備等を解列することができる次のいずれかの箇所としていただきます。
なお，当社から解列箇所を指定させていただく場合があります。	なお，当社から解列箇所を指定させていただく場合があります。
⑴　受電用しゃ断器	⑴　受電用しゃ断器
⑵　発電設備等出力端しゃ断器またはこれと同等の機能を有する装置	⑵　発電設備等出力端しゃ断器またはこれと同等の機能を有する装置
⑶　発電設備等連絡用しゃ断器	⑶　発電設備等連絡用しゃ断器
⑷　母線連絡用しゃ断器	⑷　母線連絡用しゃ断器
また，解列にあたっては，発電設備等を電路から機械的に切り離すことができ，かつ，電気的にも完全な絶縁状態を保持しなければならないため，原則として，半導体のみで構成された電子スイッチをしゃ断装置として適用することはできません。	また，解列にあたっては，発電設備等を電路から機械的に切り離すことができ，かつ，電気的にも完全な絶縁状態を保持しなければならないため，原則として，半導体のみで構成された電子スイッチをしゃ断装置として適用することはできません。

現　行（2024年10月１日実施）	変　更　後（2025年４月１日実施予定）
	40　発電機運転制御装置の付加 火力発電設備およびコージェネレーション（ガスタービン・ガスエンジンを採用したコージェネレーションを除きます。）は，周波数58.8ヘルツまでの場合は，発電機出力を低下しない，周波数58.8ヘルツを下回る場合は，1.2ヘルツ低下するごとに５パーセント以内の出力低下に抑える，または一度出力低下しても回復する機能もしくは装置を具備していただきます。 なお，周波数変動に鋭敏な負荷設備または構内設備（発電用所内電源を除きます。）への電源供給維持のため，自立運転に移行する必要がある自家用発電設備等については，対策内容を協議させていただきます。
39　自動負荷制限 発電設備等の脱落時等に連系する配電線，配電用変圧器等が過負荷となるおそれがある場合には，自動的に負荷を制限する対策を行なっていただきます。	**~~39~~41　自動負荷制限** 発電設備等の脱落時等に連系する配電線，配電用変圧器等が過負荷となるおそれがある場合には，自動的に負荷を制限する対策を行なっていただきます。
40　線路無電圧確認装置の設置 発電設備等を連系する系統の再閉路時の事故防止のため，当該系統の配電用変電所の配電線引出口に線路無電圧確認装置を設置いたします。ただし，次のいずれかを満たす場合は，線路無電圧確認装置を省略できるものといたします。 ⑴　専用線による連系であって，連系する系統の自動再閉路を必要としない場合 ⑵　転送しゃ断装置および単独運転検出機能（能動的方式に限ります。）を有する装置を設置し，かつ，それぞれが別のしゃ断器により連系をしゃ断できる場合 ⑶　２方式以上の単独運転検出機能（能動的方式１方式以上を含むものに限ります。）を有する装置を設置し，かつ，それぞれが別のしゃ断器により連系をしゃ断できる場合 ⑷　単独運転検出機能（能動的方式に限ります。）を有する装置および整定値が発電設備等の運転中における配電線の最低負荷より小さい逆電力リレーを設置し，かつ，それぞれが別のしゃ断器により連系をしゃ断できる場合 ⑸　逆潮流がない場合で，系統との連系に係わる保護リレー，計器用変流器，計器用変圧器，しゃ断器および制御用電源配線が２系列化されており，これらが互いにバックアップ可能となっているとき。ただし，２系列目の上記装置については，次のうちいずれか１方式以上を用いて簡素化することができます。 イ　保護リレーの２系列目は，不足電力リレーのみとすることができます。	**~~40~~42　線路無電圧確認装置の設置** 発電設備等を連系する系統の再閉路時の事故防止のため，当該系統の配電用変電所の配電線引出口に線路無電圧確認装置を設置いたします。ただし，次のいずれかを満たす場合は，線路無電圧確認装置を省略できるものといたします。 ⑴　専用線による連系であって，連系する系統の自動再閉路を必要としない場合 ⑵　転送しゃ断装置および単独運転検出機能（能動的方式に限ります。）を有する装置を設置し，かつ，それぞれが別のしゃ断器により連系をしゃ断できる場合 ⑶　２方式以上の単独運転検出機能（能動的方式１方式以上を含むものに限ります。）を有する装置を設置し，かつ，それぞれが別のしゃ断器により連系をしゃ断できる場合 ⑷　単独運転検出機能（能動的方式に限ります。）を有する装置および整定値が発電設備等の運転中における配電線の最低負荷より小さい逆電力リレーを設置し，かつ，それぞれが別のしゃ断器により連系をしゃ断できる場合 ⑸　逆潮流がない場合で，系統との連系に係わる保護リレー，計器用変流器，計器用変圧器，しゃ断器および制御用電源配線が２系列化されており，これらが互いにバックアップ可能となっているとき。ただし，２系列目の上記装置については，次のうちいずれか１方式以上を用いて簡素化することができます。 イ　保護リレーの２系列目は，不足電力リレーのみとすることができます。

現　行（2024年10月１日実施）	変　更　後（2025年４月１日実施予定）
ロ　計器用変流器は，不足電力リレーを計器用変流器の末端に配置した場合，１系列目と２系列目を兼用できます。 ハ　計器用変圧器は，不足電圧リレーを計器用変圧器の末端に配置した場合，１系列目と２系列目を兼用できます。	ロ　計器用変流器は，不足電力リレーを計器用変流器の末端に配置した場合，１系列目と２系列目を兼用できます。 ハ　計器用変圧器は，不足電圧リレーを計器用変圧器の末端に配置した場合，１系列目と２系列目を兼用できます。
41　接　地　方　式 接地方式は，連系する系統に適合した方式としていただきます。	**4143　接　地　方　式** 接地方式は，連系する系統に適合した方式としていただきます。
42　直流流出防止変圧器の設置 逆変換装置を用いて発電設備等を連系する場合は，逆変換装置から直流が系統へ流出することを防止するために，受電地点と逆変換装置との間に変圧器（単巻変圧器を除きます。）を設置していただきます。この場合，設置する変圧器は，直流流出防止専用である必要はありません。 なお，次のすべての条件に適合する場合は，変圧器の設置を省略することができます。 ⑴　逆変換装置の交流出力側で直流を検出し，交流出力を停止する機能を有すること。 ⑵　逆変換装置の直流回路が非接地であること，または逆変換装置に高周波変圧器を用いていること。	**4244　直流流出防止変圧器の設置** 逆変換装置を用いて発電設備等を連系する場合は，逆変換装置から直流が系統へ流出することを防止するために，受電地点と逆変換装置との間に変圧器（単巻変圧器を除きます。）を設置していただきます。この場合，設置する変圧器は，直流流出防止専用である必要はありません。 なお，次のすべての条件に適合する場合は，変圧器の設置を省略することができます。 ⑴　逆変換装置の交流出力側で直流を検出し，交流出力を停止する機能を有すること。 ⑵　逆変換装置の直流回路が非接地であること，または逆変換装置に高周波変圧器を用いていること。
43　電　圧　変　動 ⑴　常時電圧変動対策 連系する系統における低圧需要家の電圧を適正値（標準電圧100ボルトに対しては101±６ボルト，標準電圧200ボルトに対しては202±20ボルトといたします。）以内に維持する必要があるため，発電設備等の解列による電圧低下，逆潮流による系統の電圧上昇等により適正値を逸脱するおそれがあるときは，次に示す電圧変動対策を行なっていただきます。 なお，これにより対応できない場合には，配電線新設による負荷分割等の配電線増強，専用線による連系を行なう等の対策を行ないます。 イ　発電設備等の脱落等により低圧需要家の電圧が適正値を逸脱するおそれがあるときには，自動的に負荷を制限すること。 ロ　発電設備等の逆潮流により低圧需要家の電圧が適正値を逸脱するおそれがあるときには，自動的に電圧を調整すること。	**4345　電　圧　変　動** ⑴　常時電圧変動対策 連系する系統における低圧需要家の電圧を適正値（標準電圧100ボルトに対しては101±６ボルト，標準電圧200ボルトに対しては202±20ボルトといたします。）以内に維持する必要があるため，発電設備等の解列による電圧低下，逆潮流による系統の電圧上昇等により適正値を逸脱するおそれがある~~とき~~場合は，次に示す電圧変動対策を行なっていただきます。 なお，これにより対応できない場合には，配電線新設による負荷分割等の配電線増強，専用線による連系を行なう等の対策を行ないます。 イ　発電設備等の脱落等により低圧需要家の電圧が適正値を逸脱するおそれがある~~とき~~場合には，自動的に負荷を制限~~すること。~~し，または適正な電圧が維持できる範囲まで自動的に負荷を制限する自動負荷遮断装置を設置すること。 ロ　発電設備等の逆潮流により低圧需要家の電圧が適正値を逸脱するおそれがある~~とき~~場合には，自動的に電圧を調整すること。また，受電点および発電端の力率は，協議により決定することとし，高圧配電線等の系統状況により個別に力率を指定する場合には，力率を変更すること。 なお，自動電圧調整の手段は，逆潮流電力の大きさや発電設備等の

現　行（2024年10月１日実施）	変　更　後（2025年４月１日実施予定）
	形式により，以下の４方式などから選択すること。 ⑴　発電設備等を一定の遅相で運転して，一定値以上の逆潮流が発生するときに力率改善用コンデンサ（一般には開放）で受電点の力率を所定力率に調整する。 ⑵　発電設備等を一定の進相で運転して，一定値以上の逆潮流が発生するときに力率改善用コンデンサで受電点の力率を所定力率に調整する。 ⑶　一定値以上の逆潮流が発生するときに，力率改善用コンデンサを一定値まで減じ，かつ発電設備等の無効電力出力を制御して受電点の力率を所定力率に調整する。ただし，発電設備等の無効電力出力が限界値となる場合には，有効電力を減ずることで電圧上昇の抑制をするとともに受電点の力率を所定力率に調整すること。 ⑷　パワーコンディショナーの進相または遅相運転による力率一定制御（80パーセントから100パーセントの範囲〔１パーセント刻みといたします。〕）またはＳＶＣの制御などにより，受電点の力率を所定力率に調整する。
⑵　瞬時電圧変動対策 発電設備等の並解列時の瞬時電圧変動は常時電圧の10パーセント以内とし，次に示す対策を行なっていただきます。 イ　同期発電機の場合は，制動巻線付きのもの（制動巻線を有しているものと同等以上の乱調防止効果を有する制動巻線付きでない同期発電機を含みます。）とするとともに自動同期検定装置を設置すること。 ロ　二次励磁制御巻線形誘導発電機の場合は，自動同期検定機能を有するものを用いること。 ハ　誘導発電機の場合で，並列時の瞬時電圧低下により系統の電圧が常時電圧から10パーセントを超えて逸脱するおそれがあるときは，限流リアクトル等を設置すること。 なお，これにより対応できない場合には，同期発電機を用いる等の対策を行なうこと。 ニ　自励式の逆変換装置を用いた発電設備等の場合は，自動的に同期する機能を有するものを用いること。 ホ　他励式の逆変換装置を用いた発電設備等の場合で，並列時の瞬時電圧低下により系統の電圧が常時電圧から10パーセントを超えて逸脱するおそれがあるときは，限流リアクトル等を設置すること。 ヘ　発電設備等の出力変動または頻繁な並解列が問題となる場合は，出力変動の抑制または並解列の頻度を低減する対策を行なうこと。 ト　連系用変圧器加圧時の励磁突入電流発生にともなう瞬時電圧低下により，系統の電圧が常時電圧から10パーセントを超えて逸脱するおそれがある場合は，その抑制対策を実施すること。	⑵　瞬時電圧変動対策 発電設備等の並解列時の瞬時電圧変動は常時電圧の10パーセント以内とし，次に示す対策を行なっていただきます。 イ　同期発電機の場合は，制動巻線付きのもの（制動巻線を有しているものと同等以上の乱調防止効果を有する制動巻線付きでない同期発電機を含みます。）とするとともに自動同期検定装置を設置すること。 ロ　二次励磁制御巻線形誘導発電機の場合は，自動同期検定機能を有するものを用いること。 ハ　誘導発電機の場合で，並列時の瞬時電圧低下により系統の電圧が常時電圧から10パーセントを超えて逸脱するおそれがあるときは，限流リアクトル等を設置すること。 なお，これにより対応できない場合には，同期発電機を用いる等の対策を行なうこと。 ニ　自励式の逆変換装置を用いた発電設備等の場合は，自動的に同期する機能を有するものを用いること。 ホ　他励式の逆変換装置を用いた発電設備等の場合で，並列時の瞬時電圧低下により系統の電圧が常時電圧から10パーセントを超えて逸脱するおそれがあるときは，限流リアクトル等を設置すること。 ヘ　発電設備等の出力変動または頻繁な並解列が問題となる場合は，出力変動の抑制または並解列の頻度を低減する対策を行なうこと。 ト　連系用変圧器加圧時の励磁突入電流発生にともなう瞬時電圧低下により，系統の電圧が常時電圧から10パーセントを超えて逸脱するおそれがある場合は，その抑制対策を実施すること。

現　行（2024年10月１日実施）	変　更　後（2025年４月１日実施予定）
44　短　絡　容　量 発電設備等の連系により系統の短絡容量が他者のしゃ断器のしゃ断容量等を上回るおそれがある場合は，短絡電流を制限する装置（限流リアクトル等）を設置していただきます。	**4446　短　絡　容　量** 発電設備等の連系により系統の短絡容量が他者のしゃ断器のしゃ断容量等を上回るおそれがある場合は，短絡電流を制限する装置（限流リアクトル等）を設置していただきます。
45　発電機定数・諸元 ⑴　発電機並列時の短絡電流抑制対策等の面から，発電機定数を当社から指定させていただく場合があります。 ⑵　当社の求めに応じて，次の諸元を提出していただきます。 なお，第３者認証機関発行の認証証明書による提供もできるものといたします。	**4547　発電機定数・諸元** ⑴　発電機並列時の短絡電流抑制対策等の面から，発電機定数を当社から指定させていただく場合があります。 ⑵　当社の求めに応じて，次の諸元を提出していただきます。 なお，第３者認証機関発行の認証証明書による提供もできるものといたします。

電源種	設備	諸元
共通	発電プラント	定格（定格容量，定格出力，台数，定格電圧）
		最低出力
		所内負荷（定格，最低）
		力率（定格，運転可能範囲）
		運転可能周波数の範囲
		単線結線図，系統並解列箇所
	構内設備	自家消費電力の最大値，最小値
		総合負荷力率
		高調波発生機器，高調波対策資料
		電圧フリッカの発生源，対策設備資料

電源種	設備	諸元
共通	発電プラント	定格（定格容量，定格出力，台数，定格電圧）
		最低出力
		所内負荷（定格，最低）
		力率（定格，運転可能範囲）
		運転可能周波数の範囲
		単線結線図，系統並解列箇所
	構内設備	自家消費電力の最大値，最小値
		総合負荷力率
		高調波発生機器，高調波対策資料
		電圧フリッカの発生源，対策設備資料

現　行（2024年10月１日実施）		
電源種	設備	諸元
共通	受電用変圧器，連系用変圧器	定格（定格容量，定格電圧）
		インピーダンス（変圧器定格容量ベース）
		制御方式，整定値
	調相設備	定格（容量，台数）
	遮断器	定格（遮断電流，遮断時間）
		自動同期検定装置の有無
	保護装置	設置要素
		設置場所
		設置相数
		解列箇所
		整定範囲
		整定値
		ＣＴ比，ＶＴ比
		シーケンスブロック
誘導機	発電プラント	拘束リアクタンス
		限流リアクトル容量
同期機	発電プラント	各種内部リアクタンス
		各種短絡時定数・開路時定数
		慣性定数（発電機＋タービン）
		制動巻線の有無
	制御装置	ガバナ系ブロック（調定率，ＧＦ幅，ＣＶ，ＩＣＶモデルを含む）
		励磁系ブロック（AVR，ＰＳＳ，ＰSVR）
		ＦＲＴ要件の適用有無
逆変換装置	発電プラント制御装置	メーカ，型式
		単独運転検出方式，整定値
		逆変換装置の容量
		通電電流制限値
		ＦＲＴ要件の適用有無
風力	発電プラント制御装置	発電機の出力特性
		出力変動対策の方法
		蓄電池，ウィンドファームコントローラの有無
蓄電池	発電プラント	蓄電容量
二次励磁機	発電プラント	拘束リアクタンス

変　更　後（2025年４月１日実施予定）		
電源種	設備	諸元
共通	受電用変圧器，連系用変圧器	定格（定格容量，定格電圧）
		インピーダンス（変圧器定格容量ベース）
		制御方式，整定値
	調相設備	定格（容量，台数）
	遮断器	定格（遮断電流，遮断時間）
		自動同期検定装置の有無
	保護装置	設置要素
		設置場所
		設置相数
		解列箇所
		整定範囲
		整定値
		ＣＴ比，ＶＴ比
		シーケンスブロック
誘導機	発電プラント	拘束リアクタンス
		限流リアクトル容量
同期機	発電プラント	各種内部リアクタンス
		各種短絡時定数・開路時定数
		慣性定数（発電機＋タービン）
		制動巻線の有無
	制御装置	ガバナ系ブロック（調定率，ＧＦ幅，ＣＶ，ＩＣＶモデルを含む）
		励磁系ブロック（AVR，ＰＳＳ，ＰSVR）
		ＦＲＴ要件の適用有無
逆変換装置	発電プラント制御装置	メーカ，型式
		単独運転検出方式，整定値
		逆変換装置の容量
		通電電流制限値
		ＦＲＴ要件の適用有無
風力	発電プラント制御装置	発電機の出力特性
		出力変動対策の方法
		蓄電池，ウィンドファームコントローラの有無
蓄電池	発電プラント	蓄電容量
二次励磁機	発電プラント	拘束リアクタンス

現　行（2024年10月１日実施）	変　更　後（2025年４月１日実施予定）
また，必要に応じて，記載されていない諸元等，最新の諸元等を提供していただくことがあります。	また，必要に応じて，記載されていない諸元等，最新の諸元等を提供していただくことがあります。
46　昇圧用変圧器 短絡電流抑制対策，発電機並列時の電圧低下対策等の面から，昇圧用変圧器のインピーダンス等を当社から指定させていただく場合があります。 また，電圧タップ値等を指定させていただく場合があります。	**4648　昇圧用変圧器** 短絡電流抑制対策，発電機並列時の電圧低下対策等の面から，昇圧用変圧器のインピーダンス等を当社から指定させていただく場合があります。 また，電圧タップ値等を指定させていただく場合があります。
47　連　絡　体　制 発電者，発電設備等を系統連系する需要者または契約者の構内事故および系統側の事故等により，連系用しゃ断器が動作した場合等（サイバー攻撃により設備異常が発生し，または発生するおそれがある場合を含みます。）には，当社と発電者，発電設備等を系統連系する需要者または契約者との間で迅速かつ的確な情報連絡を行ない，速やかに必要な措置を講ずる必要があります。このため，発電者，発電設備等を系統連系する需要者または契約者の技術員駐在箇所等と当社との間には，保安通信用電話設備を設置していただきます。ただし，保安通信用電話設備は次のうちのいずれかを用いることができます。 ⑴　専用保安通信用電話設備 ⑵　電気通信事業者の専用回線電話 ⑶　次の条件をすべて満たす場合においては，一般加入電話または携帯電話 イ　発電者，発電設備等を系統連系する需要者または契約者側の交換機を介さず直接技術員との通話が可能な方式（交換機を介する代表番号方式ではなく，直接技術員所在箇所へつながる単番方式といたします。）とし，発電設備等の保守監視場所に常時設置されているものとすること。 ロ　話中の場合に割り込みが可能な方式（キャッチホン等）であること。 ハ　停電時においても通話可能なものであること。 ニ　災害時等において当社と連絡が取れない場合には，当社との連絡が取れるまでの間，発電設備等の解列または運転を停止すること。 また，その旨が保安規程上明記されていること。	**4749　連　絡　体　制** 発電者，発電設備等を系統連系する需要者または契約者の構内事故および系統側の事故等により，連系用しゃ断器が動作した場合等（サイバー攻撃により設備異常が発生し，または発生するおそれがある場合を含みます。）には，当社と発電者，発電設備等を系統連系する需要者または契約者との間で迅速かつ的確な情報連絡を行ない，速やかに必要な措置を講ずる必要があります。このため，発電者，発電設備等を系統連系する需要者または契約者の技術員駐在箇所等と当社との間には，保安通信用電話設備を設置していただきます。ただし，保安通信用電話設備は次のうちのいずれかを用いることができます。 ⑴　専用保安通信用電話設備 ⑵　電気通信事業者の専用回線電話 ⑶　次の条件をすべて満たす場合においては，一般加入電話または携帯電話 イ　発電者，発電設備等を系統連系する需要者または契約者側の交換機を介さず直接技術員との通話が可能な方式（交換機を介する代表番号方式ではなく，直接技術員所在箇所へつながる単番方式といたします。）とし，発電設備等の保守監視場所に常時設置されているものとすること。 ロ　話中の場合に割り込みが可能な方式（キャッチホン等）であること。 ハ　停電時においても通話可能なものであること。 ニ　災害時等において当社と連絡が取れない場合には，当社との連絡が取れるまでの間，発電設備等の解列または運転を停止すること。 また，その旨が保安規程上明記されていること。
48　バンク逆潮流の制限 配電用変電所のバンクにおいて逆潮流が発生すると，電力品質面および保護協調面で問題が生じるおそれがあることから，原則として逆潮流が生じないよう発電者で発電・放電出力を抑制していただきます。ただし，配電用変電所に保護装置等を設置することにより，電力品質面および保護協調面で問題が生じないよう対策を行なう場合はこの限りではありません。	**4850　バンク逆潮流の制限** 配電用変電所のバンクにおいて逆潮流が発生すると，電力品質面および保護協調面で問題が生じるおそれがあることから，原則として逆潮流が生じないよう発電者で発電・放電出力を抑制していただきます。ただし，配電用変電所に保護装置等を設置することにより，電力品質面および保護協調面で問題が生じないよう対策を行なう場合はこの限りではありません。

現　行（2024年10月１日実施）	変　更　後（2025年４月１日実施予定）
49　フ　リ　ッ　カ 発電設備等を設置する場合で，発電設備等の頻繁な並解列，出力変動または単独運転検出機能（能動方式）による電圧フリッカにより適正値を逸脱するおそれがあるときには，次に示す電圧フリッカ対策等を行なっていただきます。 なお，電圧フリッカ対策要否の判定基準例は，受電点における電圧フリッカレベル（ΔＶ10）を0.45ボルト以下（当該設備のみの場合は，0.23ボルト以下）に維持することといたします。 イ　風力発電設備等の頻繁な並解列により電圧フリッカが適正値を逸脱するおそれがあるときには，ＳＶＣの設置，サイリスタ等によるソフトスタート機能を有する装置の設置，配電線の太線化等による系統インピーダンスの低減等の対策を行なうこと。 なお，これにより対応できない場合には，配電線の増強等の実施または専用線により連系するものといたします。 ロ　風力発電設備等の出力変動により電圧フリッカが適正値を逸脱するおそれがあるときには，ＳＶＣ等の設置，配電線の太線化等による系統インピーダンスの低減等の対策を行なうこと。 なお，これにより対応できない場合には，配電線の増強等の実施または専用線により連系するものといたします。 ハ　単独運転検出機能（能動的方式）による電圧フリッカにより適正値を逸脱するおそれがあるときは，系統および当該発電設備等設置者以外の者への悪影響がない範囲の能動信号の変動量ならびに正帰還ゲインの大きさとすること。 なお，連系当初は許容できる範囲の能動信号であっても，将来の系統状況の変化，発電設備等の連系量増加等によって，配電線に注入する無効電力の注入量が過剰となり，連系当初は発振しない発電設備等も含め無効電力が発振し電圧フリッカが発生することがあるため，能動信号の変動量および正帰還ゲインの大きさを変更できる機構としておくこと。 また，単独運転検出機能（能動的方式）による電圧フリッカにより，系統運用に支障が発生した場合または発生するおそれがある場合には，発電設備等設置者は当社と協議のうえ，単独運転検出に影響のない範囲で，能動信号の変動量，正帰還ゲインの大きさの変更等により，配電線に注入する無効電力の注入量を低減する等の対策を講じること。ただし，ソフトウェアの改修ができない場合等で，対策を講じることができないときについては，機器取り替え，対応時期等を含めて個別に協議させていただきます。	4951　フ　リ　ッ　カ 発電設備等を設置する場合で，発電設備等の頻繁な並解列，出力変動または単独運転検出機能（能動方式）による電圧フリッカにより適正値を逸脱するおそれがあるときには，次に示す電圧フリッカ対策等を行なっていただきます。 なお，電圧フリッカ対策要否の判定基準例は，受電点における電圧フリッカレベル（ΔＶ10）を0.45ボルト以下（当該設備のみの場合は，0.23ボルト以下）に維持することといたします。 イ　風力発電設備等の頻繁な並解列により電圧フリッカが適正値を逸脱するおそれがあるときには，ＳＶＣの設置，サイリスタ等によるソフトスタート機能を有する装置の設置，配電線の太線化等による系統インピーダンスの低減等の対策を行なうこと。 なお，これにより対応できない場合には，配電線の増強等の実施または専用線により連系するものといたします。 ロ　風力発電設備等の出力変動により電圧フリッカが適正値を逸脱するおそれがあるときには，ＳＶＣ等の設置，配電線の太線化等による系統インピーダンスの低減等の対策を行なうこと。 なお，これにより対応できない場合には，配電線の増強等の実施または専用線により連系するものといたします。 ハ　単独運転検出機能（能動的方式）による電圧フリッカにより適正値を逸脱するおそれがあるときは，系統および当該発電設備等設置者以外の者への悪影響がない範囲の能動信号の変動量ならびに正帰還ゲインの大きさとすること。 なお，連系当初は許容できる範囲の能動信号であっても，将来の系統状況の変化，発電設備等の連系量増加等によって，配電線に注入する無効電力の注入量が過剰となり，連系当初は発振しない発電設備等も含め無効電力が発振し電圧フリッカが発生することがあるため，能動信号の変動量および正帰還ゲインの大きさを変更できる機構としておくこと。 また，単独運転検出機能（能動的方式）による電圧フリッカにより，系統運用に支障が発生した場合または発生するおそれがある場合には，発電設備等設置者は当社と協議のうえ，単独運転検出に影響のない範囲で，能動信号の変動量，正帰還ゲインの大きさの変更等により，配電線に注入する無効電力の注入量を低減する等の対策を講じること。ただし，ソフトウェアの改修ができない場合等で，対策を講じることができないときについては，機器取り替え，対応時期等を含めて個別に協議させていただきます。

現　行（2024年10月１日実施）	変　更　後（2025年４月１日実施予定）
50　サイバーセキュリティ対策 事業用電気工作物（発電事業の用に供するものに限ります。）は，電気事業法に基づき，電力制御システムセキュリティガイドラインに準拠した対策を講じていただきます。ただし，自家用電気工作物（発電事業の用に供するものおよび小規模事業用電気工作物を除きます。）に係る遠隔監視システムおよび制御システムは，自家用電気工作物に係るサイバーセキュリティの確保に関するガイドラインに準拠した対策を講じていただきます。 なお，上記以外の発電設備等については，サイバー攻撃による発電設備等の異常動作を防止し，または発電設備等がサイバー攻撃を受けた場合に速やかな異常の除去，影響範囲の局限化等を行なうために次のとおり，適切なサイバーセキュリティ対策を講じていただきます。 ⑴　外部ネットワークその他ネットワークを通じた発電設備等の制御に係るシステムへの影響を最小化するための対策を講じること。 ⑵　発電設備等の制御に係るシステムには，マルウェアの侵入防止対策を講じること。 ⑶　発電設備等に関し，セキュリティ管理責任者を設置すること。	**5052　サイバーセキュリティ対策** 事業用電気工作物（発電事業の用に供するものに限ります。）は，電気事業法に基づき，電力制御システムセキュリティガイドラインに準拠した対策を講じていただきます。ただし，自家用電気工作物（発電事業の用に供するものおよび小規模事業用電気工作物を除きます。）に係る遠隔監視システムおよび制御システムは，自家用電気工作物に係るサイバーセキュリティの確保に関するガイドラインに準拠した対策を講じていただきます。 なお，上記以外の発電設備等については，サイバー攻撃による発電設備等の異常動作を防止し，または発電設備等がサイバー攻撃を受けた場合に速やかな異常の除去，影響範囲の局限化等を行なうために次のとおり，適切なサイバーセキュリティ対策を講じていただきます。 ⑴　外部ネットワークその他ネットワークを通じた発電設備等の制御に係るシステムへの影響を最小化するための対策を講じること。 ⑵　発電設備等の制御に係るシステムには，マルウェアの侵入防止対策を講じること。 ⑶　発電設備等に関し，セキュリティ管理責任者を設置すること。

現　行（2024年10月１日実施）	変　更　後（2025年４月１日実施予定）
Ⅲ－２　　需要設備の連系要件	**Ⅲ－２　　需要設備の連系要件**
51　電　気　方　式 需要設備の電気方式は，連系する系統の電気方式（交流３相３線式）と同一としていただきます。	**~~51~~53　電　気　方　式** 需要設備の電気方式は，連系する系統の電気方式（交流３相３線式）と同一としていただきます。
52　力　　率 ⑴　供給地点の力率は，原則として，85パーセント以上に保持していただきます。 なお，軽負荷時には進み力率とならないようにしていただきます。 ⑵　当社は，技術上必要がある場合には，進相用コンデンサの開閉をお願いすることおよび接続する進相用コンデンサ容量を協議させていただくことがあります。	**~~52~~54　力　　率** ⑴　供給地点の力率は，原則として，85パーセント以上に保持していただきます。 なお，軽負荷時には進み力率とならないようにしていただきます。 ⑵　当社は，技術上必要がある場合には，進相用コンデンサの開閉をお願いすることおよび接続する進相用コンデンサ容量を協議させていただくことがあります。
53　保護装置の設置 発電者，需要者または契約者の電気設備の故障および需要場所または事業場所に短絡または地絡事故が生じた場合に自動的に事故を除去するための保護装置を設置していただきます。	**~~53~~55　保護装置の設置** 発電者，需要者または契約者の電気設備の故障および需要場所または事業場所に短絡または地絡事故が生じた場合に自動的に事故を除去するための保護装置を設置していただきます。
54　高　　調　　波 高調波発生機器を用いた電気設備を使用することにより，系統に高調波電流を流出する場合は，その高調波電流を抑制するため，次の要件にしたがっていただきます。 ⑴　対象者は6,600ボルトの系統に連系する場合で，使用する高調波発生機器の容量を６パルス変換器容量に換算し，それぞれの機器の換算容量を総和したもの（以下，この項において「等価容量」といいます。）が50キロボルトアンペアをこえる発電者，需要者または契約者といたします。 なお，上記の等価容量を算出する場合に対象となる高調波発生機器は，300ボルト以下の系統に接続して使用する定格電流20アンペア／相以下の電気および電子機器（家電および汎用品）以外の機器といたします。また，設備の新増設等により，新たに該当することになる場合においても適用するものといたします。 ⑵　対象者においては，系統に流出する高調波流出電流の算出を次のとおり実施していただきます。 イ　高調波流出電流は，高調波発生機器ごとの定格運転状態において発生する高調波電流を合計し，これに高調波発生機器の最大の稼働率を乗じたものといたします。	**~~54~~56　高　　調　　波** 高調波発生機器を用いた電気設備を使用することにより，系統に高調波電流を流出する場合は，その高調波電流を抑制するため，次の要件にしたがっていただきます。 ⑴　対象者は6,600ボルトの系統に連系する場合で，使用する高調波発生機器の容量を６パルス変換器容量に換算し，それぞれの機器の換算容量を総和したもの（以下，この項において「等価容量」といいます。）が50キロボルトアンペアをこえる発電者，需要者または契約者といたします。 なお，上記の等価容量を算出する場合に対象となる高調波発生機器は，300ボルト以下の系統に接続して使用する定格電流20アンペア／相以下の電気および電子機器（家電および汎用品）以外の機器といたします。また，設備の新増設等により，新たに該当することになる場合においても適用するものといたします。 ⑵　対象者においては，系統に流出する高調波流出電流の算出を次のとおり実施していただきます。 イ　高調波流出電流は，高調波発生機器ごとの定格運転状態において発生する高調波電流を合計し，これに高調波発生機器の最大の稼働率を乗じたものといたします。

現　行（2024年10月１日実施）	変　更　後（2025年４月１日実施予定）
ロ　高調波流出電流は，高調波の次数ごとに合計するものといたします。 ハ　対象とする高調波の次数は40次以下といたします。 ニ　構内に高調波流出電流を低減する設備がある場合は，その低減効果を考慮することができるものといたします。 ⑶　系統に流出する高調波流出電流の許容される上限値は，高調波の次数ごとに，次表に示す契約受電電力１キロワットあたりの高調波流出電流の上限値に当該契約受電電力（キロワットを単位といたします。）を乗じた値といたします。 ⑷　⑵の高調波流出電流が，⑶の高調波流出電流の上限値をこえる場合には，発電者，需要者または契約者において高調波流出電流の上限値以下となるよう必要な対策を講じていただきます。 契約電力１キロワット当たりの高調波流出電流の上限値 （単位：ミリアンペア／キロワット）	ロ　高調波流出電流は，高調波の次数ごとに合計するものといたします。 ハ　対象とする高調波の次数は40次以下といたします。 ニ　構内に高調波流出電流を低減する設備がある場合は，その低減効果を考慮することができるものといたします。 ⑶　系統に流出する高調波流出電流の許容される上限値は，高調波の次数ごとに，次表に示す契約受電電力１キロワットあたりの高調波流出電流の上限値に当該契約受電電力（キロワットを単位といたします。）を乗じた値といたします。 ⑷　⑵の高調波流出電流が，⑶の高調波流出電流の上限値をこえる場合には，発電者，需要者または契約者において高調波流出電流の上限値以下となるよう必要な対策を講じていただきます。 契約電力１キロワット当たりの高調波流出電流の上限値 （単位：ミリアンペア／キロワット）

受電電圧	５次	７次	11次	13次	17次	19次	23次	23次超過
6,600ボルト	3.5	2.5	1.6	1.3	1.0	0.90	0.76	0.70

受電電圧	５次	７次	11次	13次	17次	19次	23次	23次超過
6,600ボルト	3.5	2.5	1.6	1.3	1.0	0.90	0.76	0.70

55　フ　リ　ッ　カ

電気炉，溶接機等の特殊負荷等により，系統内の電圧に変動を与えるおそれのある場合は，負荷に応じた抑制装置を設置していただきます。

56　電　圧　変　動

受電用変圧器加圧時の励磁突入電流発生にともなう瞬時電圧低下により，系統の電圧が常時電圧から10パーセントを超えて逸脱するおそれがある場合は，その抑制対策を実施していただきます。

57　サイバーセキュリティ対策

自家用電気工作物（発電事業の用に供するものおよび小規模事業用電気工作物を除きます。）に係る遠隔監視システムおよび制御システムは，自家用電気工作物に係るサイバーセキュリティの確保に関するガイドラインに準拠した対策を講じていただきます。

~~55~~57　フ　リ　ッ　カ

電気炉，溶接機等の特殊負荷等により，系統内の電圧に変動を与えるおそれのある場合は，負荷に応じた抑制装置を設置していただきます。

~~56~~58　電　圧　変　動

受電用変圧器加圧時の励磁突入電流発生にともなう瞬時電圧低下により，系統の電圧が常時電圧から10パーセントを超えて逸脱するおそれがある場合は，その抑制対策を実施していただきます。

~~57~~59　サイバーセキュリティ対策

自家用電気工作物（発電事業の用に供するものおよび小規模事業用電気工作物を除きます。）に係る遠隔監視システムおよび制御システムは，自家用電気工作物に係るサイバーセキュリティの確保に関するガイドラインに準拠した対策を講じていただきます。

現　行（2024年10月１日実施）	変　更　後（2025年４月１日実施予定）
Ⅳ　特別高圧系統連系	**Ⅳ　特別高圧系統連系**
Ⅳ－１　発電設備等の連系要件	**Ⅳ－１　発電設備等の連系要件**
58　電　気　方　式 発電設備等の電気方式は最大使用電力に比べ発電設備等の容量が非常に小さく，相間の不平衡による影響が実態上問題とならない場合を除き，連系する系統の電気方式（交流３相３線式）と同一としていただきます。	**~~58~~60　電　気　方　式** 発電設備等の電気方式は最大使用電力に比べ発電設備等の容量が非常に小さく，相間の不平衡による影響が実態上問題とならない場合を除き，連系する系統の電気方式（交流３相３線式）と同一としていただきます。
59　運転可能周波数・並列時許容周波数 ⑴　運転可能周波数 発電設備等の連続運転可能周波数および運転可能周波数は，次のとおりとしていただきます。 イ　連続運転可能周波数 58.2ヘルツを超え61.2ヘルツ以下 ロ　運転可能周波数 57.0ヘルツ以上61.8ヘルツ以下 なお，周波数低下時の運転継続時間は，58.2ヘルツでは10分程度以上，57.6ヘルツでは１分程度以上としていただきます。 また，周波数低下リレーの整定値は，原則として，検出レベルを57.0ヘルツとし，検出時限を自動再閉路時間と協調が取れる範囲の最大値としていただきます。ただし，協調が取れる範囲の最大値は，２秒以上といたします。 ⑵　並列時許容周波数 系統周波数を適正値に維持する必要があるため，並列時の周波数は並列時許容周波数以内としていただきます。 なお，並列時許容周波数は，標準周波数＋0.1ヘルツ以下（設定可能範囲は，標準周波数＋0.1ヘルツから＋1.0ヘルツまでといたします。）といたします。ただし，離島等，系統固有の事由等により個別に協議させていただく場合があります。	**~~59~~61　運転可能周波数・並列時許容周波数** ⑴　運転可能周波数 発電設備等の連続運転可能周波数および運転可能周波数は，次のとおりとしていただきます。 イ　連続運転可能周波数 58.2ヘルツを超え61.2ヘルツ以下 ロ　運転可能周波数 57.0ヘルツ以上61.8ヘルツ以下 なお，周波数低下時の運転継続時間は，58.2ヘルツでは10分程度以上，57.6ヘルツでは１分程度以上としていただきます。 また，周波数低下リレーの整定値は，原則として，検出レベルを57.0ヘルツとし，検出時限を自動再閉路時間と協調が取れる範囲の最大値としていただきます。ただし，協調が取れる範囲の最大値は，２秒以上といたします。 ⑵　並列時許容周波数 系統周波数を適正値に維持する必要があるため，並列時の周波数は並列時許容周波数以内としていただきます。 なお，並列時許容周波数は，標準周波数＋0.1ヘルツ以下（設定可能範囲は，標準周波数＋0.1ヘルツから＋1.0ヘルツまでといたします。）といたします。ただし，離島等，系統固有の事由等により個別に協議させていただく場合があります。
60　力　　率 発電者の受電地点における力率は，連系する系統の電圧を適切に維持できるように定めるものとし，必要な場合は当社からの求めに応じて，力率を変更できるものとしていただきます。 なお，発電設備等の安定に運転できる範囲は，原則として発電設備等側からみて遅れ力率90パーセントから進み力率95パーセントとしていただきます。	**~~60~~62　力　　率** 発電者の受電地点における力率は，連系する系統の電圧を適切に維持できるように定めるものとし，必要な場合は当社からの求めに応じて，力率を変更できるものとしていただきます。 なお，発電設備等の安定に運転できる範囲は，原則として発電設備等側からみて遅れ力率90パーセントから進み力率95パーセントとしていただきます。

現　行（2024年10月１日実施）	変　更　後（2025年４月１日実施予定）
また，逆潮流がない場合は，原則として受電地点における力率を系統側からみて遅れ力率85パーセント以上とするとともに，系統側からみて進み力率にならないようにしていただきます。	また，逆潮流がない場合は，原則として受電地点における力率を系統側からみて遅れ力率85パーセント以上とするとともに，系統側からみて進み力率にならないようにしていただきます。
61　高　　調　　波 逆変換装置（二次励磁発電機の系統側変換装置を含みます。）を用いた発電設備等を設置する場合は，逆変換装置本体（フィルターを含みます。）の高調波流出電流を総合電流歪率５パーセント，各次電流歪率３パーセント以下としていただきます。 また，その他の高調波発生機器を用いた電気設備を設置する場合には，88（高調波）に準じた対策を実施していただきます。	**~~61~~63　高　　調　　波** 逆変換装置（二次励磁発電機の系統側変換装置を含みます。）を用いた発電設備等を設置する場合は，逆変換装置本体（フィルターを含みます。）の高調波流出電流を総合電流歪率５パーセント，各次電流歪率３パーセント以下としていただきます。 また，その他の高調波発生機器を用いた電気設備を設置する場合には，~~88~~90（高調波）に準じた対策を実施していただきます。
62　需給バランス制約による発電設備等の出力の抑制 逆潮流のある発電設備等のうち，太陽光発電設備，風力発電設備および蓄電池には，当社の求めに応じて，当社からの遠隔制御により０パーセントから100パーセントの範囲（１パーセント刻みといたします。）で出力（自家消費分を除くこともできるものといたします。）の抑制ができる機能を有する逆変換装置またはその他必要な設備を設置する等の対策を実施していただきます。ただし，ウィンドファームとしての運用がない風力発電設備またはウィンドファームコントローラがない風力発電設備については，技術的制約を踏まえ個別に協議させていただきます。 なお，逆潮流のある発電設備等のうち，火力発電設備およびバイオマス発電設備（ただし，再生可能エネルギー特別措置法施行規則に定める地域資源バイオマス電源であって，燃料貯蔵または技術に由来する制約等により出力の抑制が困難なものを除きます。）は，発電出力を技術的に合理的な範囲で最大限抑制し，多くとも50パーセント以下に抑制するために必要な機能を具備していただきます。ただし，停止による対応も可能といたします。 また，自家消費を主な目的とした発電設備等については，個別の事情を踏まえ対策の内容を協議させていただきます。	**~~62~~64　需給バランス制約による発電設備等の出力の抑制** (1)　逆潮流のある発電設備等のうち，太陽光発電設備，風力発電設備および蓄電池~~には，~~の場合 当社の求めに応じて，当社からの遠隔制御により０パーセントから100パーセントの範囲（１パーセント刻みといたします。）で出力（自家消費分を除くこともできるものといたします。）の抑制ができる機能を有する逆変換装置またはその他必要な設備を設置する等の対策を実施していただきます。ただし，ウィンドファームとしての運用がない風力発電設備またはウィンドファームコントローラがない風力発電設備については，技術的制約を踏まえ個別に協議させていただきます。 (2)　~~なお，~~逆潮流のある発電設備等のうち，火力発電設備およびバイオマス発電設備（ただし，再生可能エネルギー特別措置法施行規則に定める地域資源バイオマス電源であって，燃料貯蔵または技術に由来する制約等により出力の抑制が困難なものを除きます。）~~は，~~の場合 発電出力を技術的に合理的な範囲で最大限抑制し，その最低出力を発電端の定格出力に対して，火力発電設備（混焼バイオマス発電設備を含みます。）については多くとも30パーセント以下，バイオマス発電設備（混焼バイオマス発電設備を除きます。）については多くとも50パーセント以下に抑制するために必要な機能を具備していただきます。ただし，停止による対応も可能といたします。 (3)　~~また~~(1)および(2)の場合，自家消費を主な目的とした発電設備等については，個別の事情を踏まえ対策~~の~~内容を協議させていただきます。また，実証設備の実証期間中の扱いについては，技術的制約を踏まえ個別に協議させていただき，実証期間終了後は，再協議させていただきます。

現　行（2024年10月１日実施）	変　更　後（2025年４月１日実施予定）
63　送電容量制約による発電設備等の出力の抑制 逆潮流のある発電設備等には，当社の求めに応じて，当社からの遠隔制御により，送電容量制約による出力の抑制ができる機能を有する装置，その他必要な装置を設置する等の対策を実施していただきます。	**~~63~~65　送電容量制約による発電設備等の出力の抑制** 逆潮流のある発電設備等には，当社の求めに応じて，当社からの遠隔制御により，送電容量制約による出力の抑制ができる機能を有する装置，その他必要な装置を設置する等の対策を実施していただきます。
64　不要解列の防止 ⑴　保　護　協　調 発電設備等の故障または系統の事故時に，事故の除去，事故範囲の局限化，系統運用の安定・公衆保安の確保等を行なうために，次の考え方にもとづき保護協調を図っていただきます。 なお，構内設備の故障に対しては，これにともなう影響を連系する系統へ波及させないため，構内設備を当該系統からしゃ断していただきます。 イ　発電設備等の異常および故障に対しては，この影響を連系する系統へ波及させないために，発電設備等を当該系統から解列すること。 ロ　連系する系統に事故が発生した場合は，原則として当該系統から発電設備等を解列すること。ただし，再閉路方式によっては，解列が不要な場合もあります。 ハ　上位系統事故，連系する系統の事故等により当該系統の電源が喪失した場合であって，単独運転が認められないときには，発電設備等が解列し単独運転が生じないこと。 ニ　連系する系統における事故後再閉路時に，原則として発電設備等が当該系統から解列されていること。 ホ　連系する系統以外の事故時には，原則として発電設備等は解列しないこと。 ヘ　連系する系統から発電設備等が解列する場合には，逆電力リレー，不足電力リレー等による解列を，自動再閉路時間より短い時限かつ過渡的な電力変動による当該発電設備等の不要なしゃ断を回避できる時限で行なうこと。 ⑵　事故時運転継続 系統事故による広範囲の瞬時電圧低下，周波数変動等により，発電設備等の一斉解列，出力低下継続等が発生し，系統全体の電圧・周波数維持に大きな影響を与えることを防止するため，発電設備等の種別ごとに定められるＦＲＴ要件を満たしていただきます。 なお，満たすべきＦＲＴ要件は次のとおりといたします。	**~~64~~66　不要解列の防止** ⑴　保　護　協　調 発電設備等の故障または系統の事故時に，事故の除去，事故範囲の局限化，系統運用の安定・公衆保安の確保等を行なうために，次の考え方にもとづき保護協調を図っていただきます。 なお，構内設備の故障に対しては，これにともなう影響を連系する系統へ波及させないため，構内設備を当該系統からしゃ断していただきます。 イ　発電設備等の異常および故障に対しては，この影響を連系する系統へ波及させないために，発電設備等を当該系統から解列すること。 ロ　連系する系統に事故が発生した場合は，原則として当該系統から発電設備等を解列すること。ただし，再閉路方式によっては，解列が不要な場合もあります。 ハ　上位系統事故，連系する系統の事故等により当該系統の電源が喪失した場合であって，単独運転が認められないときには，発電設備等が解列し単独運転が生じないこと。 ニ　連系する系統における事故後再閉路時に，原則として発電設備等が当該系統から解列されていること。 ホ　連系する系統以外の事故時には，原則として発電設備等は解列しないこと。 ヘ　連系する系統から発電設備等が解列する場合には，逆電力リレー，不足電力リレー等による解列を，自動再閉路時間より短い時限かつ過渡的な電力変動による当該発電設備等の不要なしゃ断を回避できる時限で行なうこと。 ⑵　事故時運転継続 系統事故による広範囲の瞬時電圧低下，周波数変動等により，発電設備等の一斉解列，出力低下継続等が発生し，系統全体の電圧・周波数維持に大きな影響を与えることを防止するため，発電設備等の種別ごとに定められるＦＲＴ要件を満たしていただきます。 なお，満たすべきＦＲＴ要件は次のとおりといたします。

現　行（2024年10月１日実施）

発電設備等		電圧低下			周波数変動（運転継続）
		三相短絡を想定		二相短絡を想定	
		残電圧20パーセント以上（運転継続）	残電圧20パーセント未満（運転継続またはｹﾞｰﾄﾌﾞﾛｯｸによる出力停止）	残電圧52パーセント以上・位相変化41度以下（運転継続）	60ﾍﾙﾂ系統
単相	太陽光	低圧単相に準ずる	低圧単相に準ずる	低圧単相に準ずる	低圧単相に準ずる
	風力				
	蓄電池				
	燃料電池				
	ガスエンジン				
三相	太陽光	高圧三相に準ずる	高圧三相に準ずる	高圧三相に準ずる	高圧三相に準ずる
	風力				
	蓄電池				
	燃料電池				
	ガスエンジン				

⑶　電圧・周波数変動による不要解列の防止

作業停止，需要増加等にともない，電圧・周波数変動が継続する状況においても，発電設備等の不要解列による系統電圧・周波数維持への影響を防止するため，以下の端子電圧および周波数変動範囲においては，発電設備等を連続運転し，発電設備等の保護装置等による解列を行なわないものとしていただきます。

なお，これを超える端子電圧および周波数変動においても，設備に支障がない範囲で運転を継続していただきます。

また，電圧・周波数変動に鋭敏な負荷設備または構内設備（発電用所内電源を除きます。）への電源供給維持のため，自立運転に移行する必要がある自家用発電設備等については，対策内容を協議させていただきます。

変　更　後（2025年４月１日実施予定）

発電設備等		電圧低下			周波数変動（運転継続）
		三相短絡を想定		二相短絡を想定	
		残電圧20パーセント以上（運転継続）	残電圧20パーセント未満（運転継続またはｹﾞｰﾄﾌﾞﾛｯｸによる出力停止）	残電圧52パーセント以上・位相変化41度以下（運転継続）	60ﾍﾙﾂ系統
単相	太陽光	低圧単相に準ずる	低圧単相に準ずる	低圧単相に準ずる	低圧単相に準ずる
	風力				
	蓄電池				
	燃料電池				
	ガスエンジン				
三相	太陽光	高圧三相に準ずる	高圧三相に準ずる	高圧三相に準ずる	高圧三相に準ずる
	風力				
	蓄電池				
	燃料電池				
	ガスエンジン				

⑶　電圧・周波数変動による不要解列の防止

作業停止，需要増加等にともない，電圧・周波数変動が継続する状況においても，発電設備等の不要解列による系統電圧・周波数維持への影響を防止するため，以下の端子電圧および周波数変動範囲においては，発電設備等を連続運転し，発電設備等の保護装置等による解列を行なわないものとしていただきます。

なお，これを超える端子電圧および周波数変動においても，設備に支障がない範囲で運転を継続していただきます。

また，電圧・周波数変動に鋭敏な負荷設備または構内設備（発電用所内電源を除きます。）への電源供給維持のため，自立運転に移行する必要がある自家用発電設備等については，対策内容を協議させていただきます。

現　行（2024年10月１日実施）	変　更　後（2025年４月１日実施予定）
同期発電機・誘導発電機　　逆変換装置 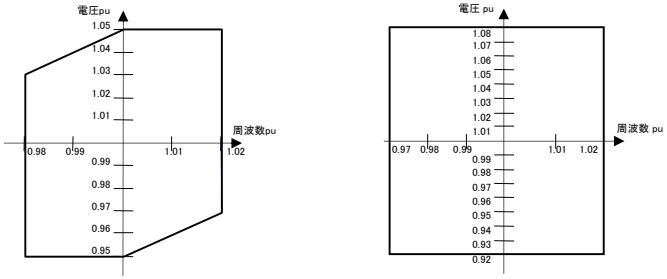 	同期発電機・誘導発電機　　逆変換装置 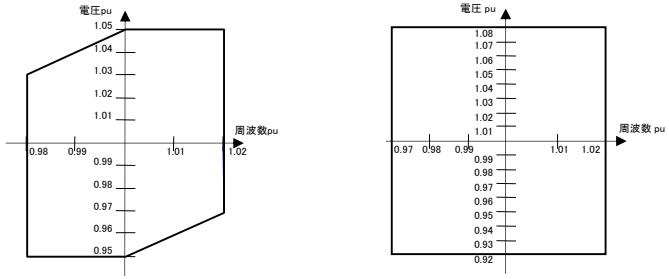
ただし，周波数変動範囲に対しては，59（運転可能周波数・並列時許容周波数）⑴に定める運転可能周波数に準じた対策を実施していただきます。	ただし，周波数変動範囲に対しては，~~59~~61（運転可能周波数・並列時許容周波数）⑴に定める運転可能周波数に準じた対策を実施していただきます。
65　保護装置の設置	**~~65~~67　保護装置の設置**
⑴　発電設備等故障対策	⑴　発電設備等故障対策
発電設備等故障時の系統保護のため過電圧リレーおよび不足電圧リレーを設置していただきます。ただし，発電設備等自体の保護装置により検出・保護できる場合は省略することができます。	発電設備等故障時の系統保護のため過電圧リレーおよび不足電圧リレーを設置していただきます。ただし，発電設備等自体の保護装置により検出・保護できる場合は省略することができます。
⑵　系統側事故対策	⑵　系統側事故対策
イ　短　絡　保　護	イ　短　絡　保　護
系統の短絡事故時の保護のため，原則として，連系する系統と同じ方式の保護リレーを設置していただきます。ただし，系統と同じ方式の保護リレーを設置する必要がない場合には，次のとおりとしていただきます。	系統の短絡事故時の保護のため，原則として，連系する系統と同じ方式の保護リレーを設置していただきます。ただし，系統と同じ方式の保護リレーを設置する必要がない場合には，次のとおりとしていただきます。
㈠　同期発電機を用いる場合	㈠　同期発電機を用いる場合
連系する系統の短絡事故を検出し，発電設備を解列することのできる短絡方向リレーを設置していただきます。 なお，当該リレーが有効に機能しない場合は，短絡方向距離リレーまたは電流差動リレーを設置していただきます。	連系する系統の短絡事故を検出し，発電設備を解列することのできる短絡方向リレーを設置していただきます。 なお，当該リレーが有効に機能しない場合は，短絡方向距離リレーまたは電流差動リレーを設置していただきます。
㈡　誘導発電機，二次励磁発電機または逆変換装置を用いる場合	㈡　誘導発電機，二次励磁発電機または逆変換装置を用いる場合
連系する系統の短絡事故時に，発電電圧の異常低下を検出し解列することのできる不足電圧リレーを設置していただきます。 なお，この不足電圧リレーは発電設備等事故対策用の不足電圧リレーと兼用することができることといたします。	連系する系統の短絡事故時に，発電電圧の異常低下を検出し解列することのできる不足電圧リレーを設置していただきます。 なお，この不足電圧リレーは発電設備等事故対策用の不足電圧リレーと兼用することができることといたします。
ロ　地　絡　保　護	ロ　地　絡　保　護
系統の地絡事故時の保護のため，原則として，連系する系統と同じ方式の保護リレーを設置していただきます。ただし，系統と同じ方式の保護リレーを設置する必要がない場合には，次のとおりとしていただきます。	系統の地絡事故時の保護のため，原則として，連系する系統と同じ方式の保護リレーを設置していただきます。ただし，系統と同じ方式の保護リレーを設置する必要がない場合には，次のとおりとしていただきます。

現　行（2024年10月１日実施）	変　更　後（2025年４月１日実施予定）
㈠　中性点直接接地方式の系統に連系する場合は，電流差動リレーを設置していただきます。 ㈡　中性点直接接地方式以外の系統に連系する場合は，地絡過電圧リレーを設置していただきます。 なお，当該リレーが有効に機能しない場合は，地絡方向リレーまたは電流差動リレーを設置していただきます。 ただし，次のいずれかを満たす場合は，地絡過電圧リレーを省略することができます。 a　発電機引出口にある地絡過電圧リレーにより連系する系統の地絡事故を検出できる場合 b　発電設備等の出力が構内の負荷より小さく周波数低下リレーにより高速に単独運転を検出し解列することができる場合 c　逆電力リレー，不足電力リレーまたは受動的方式の単独運転防止機能を有する装置により高速に単独運転を検出し解列することができる場合 なお，連系当初は地絡過電圧リレーを省略可能な場合であっても，その後構内の負荷状況の変更，電力系統の変更等によって，地絡過電圧リレーの省略要件を満たさなくなったときには，発電者，発電設備等を系統連系する需要者または契約者の責任において，地絡過電圧リレーを設置していただきます。 ハ　保護装置の系列数 当社の標準的な方式に合わせた保護装置の多重化等を図っていただく場合があります。 ㈠　保護装置の二系列化 ㈡　後備保護との組合せ ⑶　単独運転防止対策 イ　逆潮流がある場合 適正な電圧・周波数を逸脱した単独運転を防止するため，周波数上昇リレーおよび周波数低下リレーまたは転送しゃ断装置を設置していただきます。この場合，周波数上昇リレーおよび周波数低下リレーは，単独運転状態になった場合に系統電圧が定格電圧の40パーセント程度まで低下したとしても周波数を検出可能なものとしていただきます。ただし，上記特性を有しないときは，単独運転状態になった場合に系統等に影響を与えるまでに低下した系統電圧を検出可能な不足電圧リレーと組み合わせて補完しながら使用していただきます。 なお，必要により周波数上昇リレーおよび周波数低下リレーに加えて転送しゃ断装置を設置していただく場合があります。 また，単独系統を復旧（本系統へ再並列）するにあたり，系統電源と当該発電設備等の周波数，電圧および位相差が合致しない場合には，当社からの指令を受け，当該発電設備等を速やかに単独系統から解列	㈠　中性点直接接地方式の系統に連系する場合は，電流差動リレーを設置していただきます。 ㈡　中性点直接接地方式以外の系統に連系する場合は，地絡過電圧リレーを設置していただきます。 なお，当該リレーが有効に機能しない場合は，地絡方向リレーまたは電流差動リレーを設置していただきます。 ただし，次のいずれかを満たす場合は，地絡過電圧リレーを省略することができます。 a　発電機引出口にある地絡過電圧リレーにより連系する系統の地絡事故を検出できる場合 b　発電設備等の出力が構内の負荷より小さく周波数低下リレーにより高速に単独運転を検出し解列することができる場合 c　逆電力リレー，不足電力リレーまたは受動的方式の単独運転防止機能を有する装置により高速に単独運転を検出し解列することができる場合 なお，連系当初は地絡過電圧リレーを省略可能な場合であっても，その後構内の負荷状況の変更，電力系統の変更等によって，地絡過電圧リレーの省略要件を満たさなくなったときには，発電者，発電設備等を系統連系する需要者または契約者の責任において，地絡過電圧リレーを設置していただきます。 ハ　保護装置の系列数 当社の標準的な方式に合わせた保護装置の多重化等を図っていただく場合があります。 ㈠　保護装置の二系列化 ㈡　後備保護との組合せ ⑶　単独運転防止対策 イ　逆潮流がある場合 適正な電圧・周波数を逸脱した単独運転を防止するため，周波数上昇リレーおよび周波数低下リレーまたは転送しゃ断装置を設置していただきます。この場合，周波数上昇リレーおよび周波数低下リレーは，単独運転状態になった場合に系統電圧が定格電圧の40パーセント程度まで低下したとしても周波数を検出可能なものとしていただきます。ただし，上記特性を有しないときは，単独運転状態になった場合に系統等に影響を与えるまでに低下した系統電圧を検出可能な不足電圧リレーと組み合わせて補完しながら使用していただきます。 なお，必要により周波数上昇リレーおよび周波数低下リレーに加えて転送しゃ断装置を設置していただく場合があります。 また，単独系統を復旧（本系統へ再並列）するにあたり，系統電源と当該発電設備等の周波数，電圧および位相差が合致しない場合には，当社からの指令を受け，当該発電設備等を速やかに単独系統から解列

現　行（2024年10月１日実施）	変　更　後（2025年４月１日実施予定）
していただきます。 ロ　逆潮流がない場合 単独運転防止のため，周波数上昇リレーおよび周波数低下リレーを設置していただきます。ただし，発電設備等の出力容量が系統の負荷と均衡する場合であって，周波数上昇リレーまたは周波数低下リレーにより検出・保護できないおそれがあるときは，逆電力リレーを設置していただきます。 ⑷　事故波及防止対策 系統事故等による発電設備等の脱調，周波数異常，設備過負荷，電圧異常等を防止するため，必要により次の事故波及防止リレーを設置していただく場合があります。 イ　系統安定化装置 ロ　脱調分離リレー ハ　周波数リレー ニ　過負荷保護リレー ホ　不足電圧リレー ヘ　転送しゃ断装置 ⑸　構内設備事故対策 構内設備事故対策として，発電者，需要者または契約者の需要場所または事業場所における構内設備の短絡事故時または地絡事故時に自動的に事故を除去するための保護装置を設置していただきます。 ⑹　事故除去時間 中性点直接接地系統においては，同期安定度確保，瞬時電圧低下の影響および電磁誘導障害対策面で高速な事故除去が求められるため，連系点および同一電圧階級設備の遮断器ならびに保護リレーの動作時間を次のとおりとしていただきます。 イ　遮　　断　　器 ２サイクル以内 ロ　保護リレー（短絡・地絡事故除去用） ２サイクル以内 なお，上記を基本として，中性点直接接地系統以外を含めて，系統固有の事由等により個別に協議させていただく場合があります。 **66　再閉路方式** 自動再閉路を実施している送電線へ連系する場合で，自動再閉路方式を採用するときは，連系送電線の再閉路方式と協調を図っていただき，必要な設備を設置していただきます。	していただきます。 ロ　逆潮流がない場合 単独運転防止のため，周波数上昇リレーおよび周波数低下リレーを設置していただきます。ただし，発電設備等の出力容量が系統の負荷と均衡する場合であって，周波数上昇リレーまたは周波数低下リレーにより検出・保護できないおそれがあるときは，逆電力リレーを設置していただきます。 ⑷　事故波及防止対策 系統事故等による発電設備等の脱調，周波数異常，設備過負荷，電圧異常等を防止するため，必要により次の事故波及防止リレーを設置していただく場合があります。 イ　系統安定化装置 ロ　脱調分離リレー ハ　周波数リレー ニ　過負荷保護リレー ホ　不足電圧リレー ヘ　転送しゃ断装置 ⑸　構内設備事故対策 構内設備事故対策として，発電者，需要者または契約者の需要場所または事業場所における構内設備の短絡事故時または地絡事故時に自動的に事故を除去するための保護装置を設置していただきます。 ⑹　事故除去時間 中性点直接接地系統においては，同期安定度確保，瞬時電圧低下の影響および電磁誘導障害対策面で高速な事故除去が求められるため，連系点および同一電圧階級設備の遮断器ならびに保護リレーの動作時間を次のとおりとしていただきます。 イ　遮　　断　　器 ２サイクル以内 ロ　保護リレー（短絡・地絡事故除去用） ２サイクル以内 なお，上記を基本として，中性点直接接地系統以外を含めて，系統固有の事由等により個別に協議させていただく場合があります。 **~~66~~68　再閉路方式** 自動再閉路を実施している送電線へ連系する場合で，自動再閉路方式を採用するときは，連系送電線の再閉路方式と協調を図っていただき，必要な設備を設置していただきます。

現　行（2024年10月１日実施）	変　更　後（2025年４月１日実施予定）
67　保護装置の設置場所 保護装置は，受電地点または故障の検出が可能な場所に設置していただきます。	**~~67~~69　保護装置の設置場所** 保護装置は，受電地点または故障の検出が可能な場所に設置していただきます。
68　解　列　箇　所 保護装置が動作した場合の解列箇所は，原則として，系統から発電設備等を解列することができる次のいずれかの箇所としていただきます。 なお，当社から解列箇所を指定させていただく場合があります。 ⑴　受電用しゃ断器 ⑵　発電設備等出力端しゃ断器 ⑶　発電設備等連絡用しゃ断器 ⑷　母線連絡用しゃ断器 また，解列にあたっては，発電設備等を電路から機械的に切り離すことができ，かつ，電気的にも完全な絶縁状態を保持しなければならないため，原則として，半導体のみで構成された電子スイッチをしゃ断装置として適用することはできません。 ただし，母線保護リレー装置が動作した場合には，同一母線に接続された送電線および連系用変圧器等をすべてしゃ断していただきます。	**~~68~~70　解　列　箇　所** 保護装置が動作した場合の解列箇所は，原則として，系統から発電設備等を解列することができる次のいずれかの箇所としていただきます。 なお，当社から解列箇所を指定させていただく場合があります。 ⑴　受電用しゃ断器 ⑵　発電設備等出力端しゃ断器 ⑶　発電設備等連絡用しゃ断器 ⑷　母線連絡用しゃ断器 また，解列にあたっては，発電設備等を電路から機械的に切り離すことができ，かつ，電気的にも完全な絶縁状態を保持しなければならないため，原則として，半導体のみで構成された電子スイッチをしゃ断装置として適用することはできません。 ただし，母線保護リレー装置が動作した場合には，同一母線に接続された送電線および連系用変圧器等をすべてしゃ断していただきます。
69　保護リレーの設置相数 保護リレーの設置相数は次のとおりとしていただきます。 ⑴　地絡過電圧リレー，地絡方向リレー，地絡検出用電流差動リレーおよび地絡検出用回線選択リレーは零相回路に設置すること。 ⑵　過電圧リレー，周波数低下リレー，周波数上昇リレーおよび逆電力リレーは１相設置とすること。 ⑶　不足電力リレーは２相設置とすること。 ⑷　短絡方向リレー，不足電圧リレー，短絡検出・地絡検出兼用電流差動リレー，短絡検出用電流差動リレー，短絡方向距離リレー，短絡検出用回線選択リレーおよび地絡方向距離リレーは３相設置とすること。	**~~69~~71　保護リレーの設置相数** 保護リレーの設置相数は次のとおりとしていただきます。 ⑴　地絡過電圧リレー，地絡方向リレー，地絡検出用電流差動リレーおよび地絡検出用回線選択リレーは零相回路に設置すること。 ⑵　過電圧リレー，周波数低下リレー，周波数上昇リレーおよび逆電力リレーは１相設置とすること。 ⑶　不足電力リレーは２相設置とすること。 ⑷　短絡方向リレー，不足電圧リレー，短絡検出・地絡検出兼用電流差動リレー，短絡検出用電流差動リレー，短絡方向距離リレー，短絡検出用回線選択リレーおよび地絡方向距離リレーは３相設置とすること。
70　自動負荷制限・発電抑制 ⑴　自動負荷制限・発電抑制 イ　発電設備等の脱落時等に主として連系する送電線，変圧器等が過負荷になるおそれがある場合は，自動的に負荷を制限する対策を行なっていただきます。 また，系統事故等により他の送電線，変圧器等が過負荷になるおそれがある場合，または系統の安定度，周波数等が維持できないおそれがある場合には，自動で発電抑制または発電しゃ断もしくは発電増出力（揚水しゃ断および蓄電池の充電停止を含みます。）を行なっていただくことがあります。この場合，発電場所に必要な装置を設置して	**~~70~~72　自動負荷制限・発電抑制** ⑴　自動負荷制限・発電抑制 イ　発電設備等の脱落時等に主として連系する送電線，変圧器等が過負荷になるおそれがある場合は，自動的に負荷を制限する対策を行なっていただきます。 また，系統事故等により他の送電線，変圧器等が過負荷になるおそれがある場合，または系統の安定度，周波数等が維持できないおそれがある場合には，自動で発電抑制~~また~~もしくは発電しゃ断，~~もしくまた~~は発電増出力（揚水しゃ断および蓄電池の充電停止を含みます。）を行なっていただくことがあります。この場合，発電場所に必要な装

現　行（2024年10月１日実施）	変　更　後（2025年４月１日実施予定）
いただきます。 ロ　出力変動緩和対策として設置していただく蓄電池は，充電を停止することにより，出力変動緩和の機能を喪失することになるため，イは適用いたしません。 ⑵　Ｎ　－　１　電　制 あらかじめ当社が指定した送電線１回線，変圧器１台その他の電力設備の単一故障の発生時に保護装置により行なわれるすみやかな発電抑制または発電遮断（以下「Ｎ－１電制」といいます。）を実施することで，運用容量を拡大することが効率的な設備形成に資すると当社が判断した場合，Ｎ－１電制を実施するために発電設備等に施設する制御装置等（以下「Ｎ－１電制装置」といいます。）を施設することが適当であると判断した発電設備等を指定して，当該発電設備等を維持および運用する発電者または新規に送電系統への連系を行なう発電者に対して，Ｎ－１電制装置の施設を求めることがあります。この場合，発電者は，正当な理由がない限り，発電場所へのＮ－１電制装置の施設その他Ｎ－１電制の実施に必要な対応をしていただきます。	置を設置していただきます。 ロ　出力変動緩和対策として設置していただく蓄電池は，充電を停止することにより，出力変動緩和の機能を喪失することになるため，イは適用いたしません。 ⑵　Ｎ　－　１　電　制 あらかじめ当社が指定した送電線１回線，変圧器１台その他の電力設備の単一故障の発生時に保護装置により行なわれるすみやかな発電抑制または発電遮断（以下「Ｎ－１電制」といいます。）を実施することで，運用容量を拡大することが効率的な設備形成に資すると当社が判断した場合，Ｎ－１電制を実施するために発電設備等に施設する制御装置等（以下「Ｎ－１電制装置」といいます。）を施設することが適当であると判断した発電設備等を指定して，当該発電設備等を維持および運用する発電者または新規に送電系統への連系を行なう発電者に対して，Ｎ－１電制装置の施設を求めることがあります。この場合，発電者は，正当な理由がない限り，発電場所へのＮ－１電制装置の施設その他Ｎ－１電制の実施に必要な対応をしていただきます。
71　線路無電圧確認装置の設置 発電設備等を連系する変電所の引出口に線路無電圧確認装置が設置されていない場合には，再閉路時の事故防止のために，発電設備等を連系する変電所の引出口に線路無電圧確認装置を設置いたします。 なお，22,000ボルトの系統に連系する場合は，必要に応じて設置いたします。 ただし，逆潮流がない場合であって，電力系統との連系に係る保護リレー，計器用変流器，計器用変圧器，しゃ断器および制御用電源配線が，相互予備となるように２系列化されているときは，線路無電圧確認装置を省略できるものといたします。この場合，次のいずれかにより簡素化することができます。 ⑴　２系列の保護リレーのうちの１系列は，不足電力リレーのみとすることができます。 ⑵　計器用変流器は，不足電力リレーを計器用変流器の末端に配置する場合，１系列目と２系列目を兼用できます。 ⑶　計器用変圧器は，不足電圧リレーを計器用変圧器の末端に配置する場合，１系列目と２系列目を兼用できます。	**~~71~~73　線路無電圧確認装置の設置** 発電設備等を連系する変電所の引出口に線路無電圧確認装置が設置されていない場合には，再閉路時の事故防止のために，発電設備等を連系する変電所の引出口に線路無電圧確認装置を設置いたします。 なお，22,000ボルトの系統に連系する場合は，必要に応じて設置いたします。 ただし，逆潮流がない場合であって，電力系統との連系に係る保護リレー，計器用変流器，計器用変圧器，しゃ断器および制御用電源配線が，相互予備となるように２系列化されているときは，線路無電圧確認装置を省略できるものといたします。この場合，次のいずれかにより簡素化することができます。 ⑴　２系列の保護リレーのうちの１系列は，不足電力リレーのみとすることができます。 ⑵　計器用変流器は，不足電力リレーを計器用変流器の末端に配置する場合，１系列目と２系列目を兼用できます。 ⑶　計器用変圧器は，不足電圧リレーを計器用変圧器の末端に配置する場合，１系列目と２系列目を兼用できます。
72　発電機運転制御装置の付加 ⑴　系統安定化，潮流制御のための機能 系統安定化，潮流制御等の理由により運転制御が必要な場合には，以下の機能を具備した運転制御装置を設置していただきます。 なお，設置については個別に協議させていただきます。	**~~72~~74　発電機運転制御装置の付加** ⑴　系統安定化，潮流制御のための機能 系統安定化，潮流制御等の理由により運転制御が必要な場合には，以下の機能を具備した運転制御装置を設置していただきます。 なお，設置については個別に協議させていただきます。

現　行（2024年10月１日実施）	変　更　後（2025年４月１日実施予定）
イ　PSS（Power System Stabilizer） ロ　超速応励磁自動電圧調整機能 ⑵　周波数調整のための機能 火力発電設備および混焼バイオマス発電設備（地域資源バイオマス発電設備を除きます。）については，以下の周波数調整機能を具備していただきます。 なお，その他の発電設備等については，個別に協議させていただきます。 イ　ガバナフリー運転 タービンの調速機（以下「ガバナ」といいます。）を系統周波数の変動に応じて発電機出力を変化させるように運転（ガバナフリー運転）する機能を具備すること。 ロ　LFC（Load Frequency Control：負荷周波数制御）機能 当社からのLFC信号に追従し，発電機出力を変動させる機能を具備すること。 ハ　周波数変動補償機能 標準周波数±0.2ヘルツを超えた場合，系統の周波数変動により，ガバナで調整した出力を発電所の自動出力制御装置が，出力指令値に引き戻すことがないように，ガバナによる出力変動相当を出力指令値に加算する機能を具備すること。 ニ　EDC（Economic load Dispatching Control：経済負荷配分制御）機能 当社からの出力指令値に発電機出力を自動追従制御する機能を具備すること。 ホ　出力低下防止機能 100,000キロワット以上の火力発電設備は，周波数58.8ヘルツまでは発電機出力を低下せず，周波数58.8ヘルツ以下については，1.2ヘルツ低下するごとに５パーセント以内の出力低下に抑えること，もしくは，一度出力低下しても回復する機能を具備すること。 なお，具体的な発電設備の性能は，次のとおりといたします。ただし，系統の電源構成の状況等，必要に応じて別途協議を行なうことが	イ　PSS（Power System Stabilizer） ロ　超速応励磁自動電圧調整機能 ⑵　周波数調整のための機能 火力発電設備~~および~~，混焼バイオマス発電設備（地域資源バイオマス発電設備を除きます。）および揚水発電設備（発電方向）については，以下の周波数調整機能を具備していただきます。 なお，その他の発電設備等については，個別に協議させていただきます。 イ　火力発電設備および混焼バイオマス発電設備（地域資源バイオマス発電設備を除きます。） ~~イ~~⑴　ガバナフリー運転 タービンの調速機（以下「ガバナ」といいます。）を系統周波数の変動に応じて発電機出力を変化させるように運転（ガバナフリー運転）する機能を具備すること。 ~~ロ~~⑵　LFC（Load Frequency Control：負荷周波数制御）機能 当社からのLFC信号に追従し，発電機出力を変動させる機能を具備すること。 ~~ハ~~⑶　周波数変動補償機能 標準周波数±0.2ヘルツを超えた場合，系統の周波数変動により，ガバナで調整した出力を発電所の自動出力制御装置が，出力指令値に引き戻すことがないように，ガバナによる出力変動相当を出力指令値に加算する機能を具備すること。 ~~ニ~~⑷　EDC（Economic load Dispatching Control：経済負荷配分制御）機能 当社からの出力指令値に発電機出力を自動追従制御する機能を具備すること。 ~~ホ~~⑸　出力低下防止機能 ~~100,000キロワット以上の~~火力発電設備およびコージェネレーション（ガスタービン・ガスエンジンを採用した60,000キロワット未満のコージェネレーションを除きます。）は，周波数58.8ヘルツまでの場合は，発電機出力を低下~~せず~~しない，周波数58.8ヘルツ~~以下について~~を下回る場合は，1.2ヘルツ低下するごとに５パーセント以内の出力低下に抑える~~こと~~，~~もしく~~または一度出力低下しても回復する機能もしくは装置を具備すること。 なお，周波数変動に鋭敏な負荷設備または構内設備（発電用所内電源を除きます。）への電源供給維持のため，自立運転に移行する必要がある自家用発電設備等については，対策内容を協議させていただきます。 また，具体的な発電設備の性能は，次のとおりといたします。ただし，系統の電源構成の状況等，必要に応じて別途協議を行なうこ

現　行（2024年10月１日実施）	変　更　後（2025年４月１日実施予定）

あります。

	発電機定格出力	100,000キロワット以上	
		ガスタービン発電設備（GT）およびガスタービンコンバインドサイクル発電設備（GTCC）	その他の火力発電設備および混焼バイオマス発電設備※6
機能・仕様等	GF調定率	５パーセント以下	５パーセント以下
	GF幅※1	５パーセント以上（定格出力基準）	３パーセント以上（定格出力基準）
	GF制御応答性	２秒以内に出力変化開始，10秒以内にGF幅の出力変化完了※7	
	LFC幅	±５パーセント以上（定格出力基準）	±５パーセント以上（定格出力基準）
	LFC変化速度※2	５パーセント/分以上（定格出力基準）	１パーセント/分以上（定格出力基準）
	LFC制御応答性	20秒以内に出力変化開始※7	60秒以内に出力変化開始※7
	EDC変化速度※2	５パーセント/分以上（定格出力基準）	１パーセント/分以上（定格出力基準）
	EDC制御応答性	20秒以内に出力変化開始※7	60秒以内に出力変化開始※7
	EDC+LFC変化速度	10パーセント/分以上（定格出力基準）	１パーセント/分以上（定格出力基準）
	最低出力※3※4（定格出力基準）	50パーセント以下 DSS 機能具備※5	30パーセント以下

※１　GTおよびGTCCについては負荷制限設定値までの上げ余裕値が定格出力５パーセント以上，その他の発電機については定格出力の３パーセント以上を確保。定格出力付近等の要件を満たせない出力帯について別途協議。

※２　定格出力付近のオーバーシュート防止または低出力帯での安定運転により要件を満たせない場合には別途協議。

※３　気化ガス（BOG）処理等により最低出力を満たせない場合には別途協議。

※４　EDC/LFC指令で制御可能な最低出力。

※５　日間起動停止運転（DSS）は，発電機解列から並列まで８時間以内で可能なこと。

※６　地域資源バイオマス発電設備を除きます。

※７　記載の秒数は目安値とし，可能な限り早期に出力変化開始し，出力変化完了すること。

また，周波数調整機能に必要な受信信号（EDC・LFC指令値，LFC増/減指令，運転可能出力帯〔バンド〕指令）を受信する機能および必要な送信信号（現在出力，可能最大発電出力〔GTおよびGTCCのみ〕，

とがあります。

	発電機定格出力	100,000キロワット以上	
		ガスタービン発電設備（GT）およびガスタービンコンバインドサイクル発電設備（GTCC）	その他の火力発電設備および混焼バイオマス発電設備※6
機能・仕様等	GF調定率	５パーセント以下	５パーセント以下
	GF幅※1	５パーセント以上（定格出力基準）	３パーセント以上（定格出力基準）
	GF制御応答性	２秒以内に出力変化開始，10秒以内にGF幅の出力変化完了※7	
	LFC幅	±５パーセント以上（定格出力基準）	±５パーセント以上（定格出力基準）
	LFC変化速度※2	５パーセント/分以上（定格出力基準）	１パーセント/分以上（定格出力基準）
	LFC制御応答性	20秒以内に出力変化開始※7	60秒以内に出力変化開始※7
	EDC変化速度※2	５パーセント/分以上（定格出力基準）	１パーセント/分以上（定格出力基準）
	EDC制御応答性	20秒以内に出力変化開始※7	60秒以内に出力変化開始※7
	EDC+LFC変化速度	10パーセント/分以上（定格出力基準）	１パーセント/分以上（定格出力基準）
	最低出力※3※4（定格出力基準）	~~50~~30パーセント以下※8 DSS 機能具備※5	30パーセント以下※8

※１　GTおよびGTCCについては負荷制限設定値までの上げ余裕値が定格出力５パーセント以上，その他の発電機については定格出力の３パーセント以上を確保。定格出力付近等の要件を満たせない出力帯について別途協議。

※２　定格出力付近のオーバーシュート防止または低出力帯での安定運転により要件を満たせない場合には別途協議。

※３　気化ガス（BOG）処理等により最低出力を満たせない場合には別途協議。

※４　EDC/LFC指令で制御可能な最低出力。ただし，停止により対応をする発電設備の場合は，この限りではありません。

※５　日間起動停止運転（DSS）は，発電機解列から並列まで８時間以内で可能なこと。

※６　地域資源バイオマス発電設備を除きます。

※７　記載の秒数は目安値とし，可能な限り早期に出力変化開始し，出力変化完了すること。

※８　64（需給バランス制約による発電設備等の出力の抑制）によります。

また，周波数調整機能に必要な受信信号（EDC・LFC指令値，LFC増/減指令，運転可能出力帯〔バンド〕指令）を受信する機能および必要な送信信号（現在出力，可能最大発電出力〔GTおよびGTCCのみ〕，

現　行（2024年10月１日実施）	変　更　後（2025年４月１日実施予定）
EDC・LFC使用/除外，周波数調整機能故障，運転可能出力帯〔バンド〕状態）を送信する機能を具備していただきます。	EDC・LFC使用/除外，周波数調整機能故障，運転可能出力帯〔バンド〕状態）を送信する機能を具備していただきます。 ロ　揚水発電設備（発電方向） (ｲ)　ガバナフリー運転 水車の調速機（ガバナ）を系統周波数の変動に応じて発電機出力を変化させるように運転（ガバナフリー運転）する機能を具備すること。 (ﾛ)　LFC（Load Frequency Control：負荷周波数制御）機能 当社からのLFC信号に追従し，発電機出力を変動させる機能を具備すること。 (ﾊ)　周波数変動補償機能 標準周波数から当社が指定する閾値を超えた場合，系統の周波数変動により，ガバナで調整した出力を発電所の自動出力制御装置が，出力指令値に引き戻すことがないように，ガバナによる出力変動相当を出力指令値に加算する機能を具備すること。ただし，同等の機能を有する場合は省略することができます。 (ﾆ)　EDC（Economic load Dispatching Control：経済負荷配分制御）機能 当社からの出力指令値に発電機出力を自動追従制御する機能を具備すること。 なお，具体的な発電設備の性能は，次のとおりといたします。ただし，系統の電源構成の状況等，必要に応じて別途協議を行なうことがあります。 ※１　水路系の影響により制約が発生する場合は別途協議。

	発電機定格出力	10,000キロワット以上
機能・仕様等	GF調定率	５パーセント以下
	GF幅	最低～定格出力
	GF制御応答性	２秒以内に出力変化開始，10秒以内に変化量を完了 （定格出力の５パーセント到達にて出力変化の完了とする）※1，※2
	LFC幅	最低～定格出力※1
	LFC変化速度	10パーセント/分以上（定格出力基準）
	LFC制御応答性	10秒以内に出力変化開始※2，※3
	EDC変化速度	10パーセント/分以上（定格出力基準）
	EDC制御応答性	10秒以内に出力変化開始※2，※3
	EDC+LFC変化速度	10パーセント/分以上（定格出力基準）

現　行（2024年10月１日実施）	変　更　後（2025年４月１日実施予定）
	※２　記載の秒数は目安値とし，可能な限り早期に出力変化開始し，出力変化完了すること。 ※３　慣性モーメントが大きい発電機は個別協議。 また，周波数調整機能に必要な受信信号（EDC・LFC指令値，EDC・LFC運転指令）を受信する機能および必要な送信信号（現在出力，EDC・LFC使用/除外，周波数調整機能故障）を送信する機能を具備していただきます。
⑶　早期再並列のための機能 定格出力の合計が400,000キロワット以上の火力（GTCC）発電設備については，送電系統の停電解消後，早期に再並列するために必要な装置を設置，または機能を具備していただきます。	⑶　早期再並列のための機能 定格出力の合計が400,000キロワット以上の火力（GTCC）発電設備については，送電系統の停電解消後，早期に再並列するために必要な装置を設置，または機能を具備していただきます。
⑷　電圧調整のための機能 イ　220,000ボルト以上の系統に連系する発電設備等は，当社が指定する電圧，無効電力または力率に応じて運転可能な機能を具備し，有効電力に応じて出力可能な範囲で無効電力を調整できるようにしていただきます。 ロ　受電電圧が110,000ボルト以下の発電者の発電機でも，必要により，イと同じ機能を具備していただくことがあります。	⑷　電圧調整のための機能 イ　220,000ボルト以上の系統に連系する発電設備等は，当社が指定する電圧，無効電力または力率に応じて運転可能な機能を具備し，有効電力に応じて出力可能な範囲で無効電力を調整できるようにしていただきます。 ロ　受電電圧が110,000ボルト以下の発電者の発電機でも，必要により，イと同じ機能を具備していただくことがあります。
73　中性点接地装置の付加および電磁誘導障害防止対策の実施 中性点の接地が必要な場合は，昇圧変圧器の中性点に接地装置を設置していただきます。 また，中性点接地装置の設置により，当社の系統において電磁誘導障害防止対策および地中ケーブルの防護対策の強化等が必要となった場合には，適切な対策を講じていただきます。 ⑴　110,000ボルト以下の系統に連系する場合は，必要に応じて昇圧用変圧器の中性点に中性点接地装置（抵抗接地方式）を設置すること。 ⑵　220,000ボルト以上の系統に連系する場合は，昇圧用変圧器の中性点を直接接地すること。	**~~73~~75　中性点接地装置の付加および電磁誘導障害防止対策の実施** 中性点の接地が必要な場合は，昇圧変圧器の中性点に接地装置を設置していただきます。 また，中性点接地装置の設置により，当社の系統において電磁誘導障害防止対策および地中ケーブルの防護対策の強化等が必要となった場合には，適切な対策を講じていただきます。 ⑴　110,000ボルト以下の系統に連系する場合は，必要に応じて昇圧用変圧器の中性点に中性点接地装置（抵抗接地方式）を設置すること。 ⑵　220,000ボルト以上の系統に連系する場合は，昇圧用変圧器の中性点を直接接地すること。
74　直流流出防止変圧器の設置 逆変換装置を用いて発電設備等を連系する場合は，逆変換装置から直流が系統へ流出することを防止するために，受電地点と逆変換装置との間に変圧器（単巻変圧器を除きます。）を設置していただきます。この場合，設置する変圧器は，直流流出防止専用である必要はありません。 なお，次のすべての条件に適合する場合は，変圧器の設置を省略することができます。 ⑴　逆変換装置の交流出力側で直流を検出し，交流出力を停止する機能を有すること。 ⑵　逆変換装置の直流回路が非接地であること，または逆変換装置に高周	**~~74~~76　直流流出防止変圧器の設置** 逆変換装置を用いて発電設備等を連系する場合は，逆変換装置から直流が系統へ流出することを防止するために，受電地点と逆変換装置との間に変圧器（単巻変圧器を除きます。）を設置していただきます。この場合，設置する変圧器は，直流流出防止専用である必要はありません。 なお，次のすべての条件に適合する場合は，変圧器の設置を省略することができます。 ⑴　逆変換装置の交流出力側で直流を検出し，交流出力を停止する機能を有すること。 ⑵　逆変換装置の直流回路が非接地であること，または逆変換装置に高周

現　行（2024年10月１日実施）	変　更　後（2025年４月１日実施予定）
波変圧器を用いていること。	波変圧器を用いていること。
75　電　圧　変　動	**~~75~~77　電　圧　変　動**
⑴　常時電圧変動対策	⑴　常時電圧変動対策
発電設備等の連系による電圧変動は，常時電圧の概ね±１パーセントから２パーセント以内を適正値とし，この範囲を逸脱しないよう，自動電圧調整装置（ＡＶＲ）の設置等により，自動的に電圧を調整していただきます。	発電設備等の連系による電圧変動は，常時電圧の概ね±１パーセントから２パーセント以内を適正値とし，この範囲を逸脱しないよう，自動電圧調整装置（ＡＶＲ）の設置等により，自動的に電圧を調整していただきます。
なお，22,000ボルトの系統と連系する場合の電圧の適正値は，その系統に連系されている低圧の需要において101±６ボルトまたは202±20ボルトといたします。	なお，22,000ボルトの系統と連系する場合の電圧の適正値は，その系統に連系されている低圧の需要において101±６ボルトまたは202±20ボルトといたします。
⑵　瞬時電圧変動対策	⑵　瞬時電圧変動対策
発電設備等の並解列時において，瞬時的に発生する電圧変動に対しても，常時電圧の±２パーセントを目安に適正な範囲内に瞬時電圧変動を抑制していただきます。	発電設備等の並解列時において，瞬時的に発生する電圧変動に対しても，常時電圧の±２パーセントを目安に適正な範囲内に瞬時電圧変動を抑制していただきます。
イ　同期発電機を用いる場合は，制動巻線付きのもの（制動巻線を有しているものと同等以上の乱調防止効果を有する制動巻線付きでない同期発電機を含みます。）とするとともに自動同期検定装置を設置すること。	イ　同期発電機を用いる場合は，制動巻線付きのもの（制動巻線を有しているものと同等以上の乱調防止効果を有する制動巻線付きでない同期発電機を含みます。）とするとともに自動同期検定装置を設置すること。
ロ　二次励磁制御巻線型誘導発電機を用いる場合には，自動同期検定機能を有するものを用いること。	ロ　二次励磁制御巻線型誘導発電機を用いる場合には，自動同期検定機能を有するものを用いること。
ハ　誘導発電機を用いる場合で，並列時の瞬時電圧低下により系統の電圧が常時電圧から±２パーセント程度を超えて逸脱するおそれがあるときは，限流リアクトル等を設置すること。 なお，これにより対応できない場合には，同期発電機を用いる等の対策をしていただきます。	ハ　誘導発電機を用いる場合で，並列時の瞬時電圧低下により系統の電圧が常時電圧から±２パーセント程度を超えて逸脱するおそれがあるときは，限流リアクトル等を設置すること。 なお，これにより対応できない場合には，同期発電機を用いる等の対策をしていただきます。
ニ　自励式の逆変換装置を用いる場合は，自動的に同期が取れる機能を有するものを用いること。	ニ　自励式の逆変換装置を用いる場合は，自動的に同期が取れる機能を有するものを用いること。
ホ　他励式の逆変換装置を用いる場合で，並列時の瞬時電圧低下により系統の電圧が適正値（常時電圧の２パーセントを目安といたします。）を逸脱するおそれがあるときは，限流リアクトル等を設置すること。 なお，これにより対応できない場合には，自励式の逆変換装置を用いていただきます。	ホ　他励式の逆変換装置を用いる場合で，並列時の瞬時電圧低下により系統の電圧が適正値（常時電圧の２パーセントを目安といたします。）を逸脱するおそれがあるときは，限流リアクトル等を設置すること。 なお，これにより対応できない場合には，自励式の逆変換装置を用いていただきます。
ヘ　発電設備等の出力変動または頻繁な並解列による電圧変動により他者に電圧フリッカ等の影響を及ぼすおそれがあるときまたは適正値を逸脱するおそれがあるときには，次に示す電圧変動の抑制または並解列の頻度を低減する対策を行なうこと。 なお，電圧フリッカ対策要否の判定基準例は，受電点における電圧フリッカレベル（ΔＶ10）を0.45ボルト以下（当該設備のみの場合は，	ヘ　発電設備等の出力変動または頻繁な並解列による電圧変動により他者に電圧フリッカ等の影響を及ぼすおそれがあるときまたは適正値を逸脱するおそれがあるときには，次に示す電圧変動の抑制または並解列の頻度を低減する対策を行なうこと。 なお，電圧フリッカ対策要否の判定基準例は，受電点における電圧フリッカレベル（ΔＶ10）を0.45ボルト以下（当該設備のみの場合は，

現　行（2024年10月１日実施）	変　更　後（2025年４月１日実施予定）
0.23ボルト以下）に維持することといたします。 (ｲ)　風力発電設備等の頻繁な並解列により電圧フリッカが適正値を逸脱するおそれがあるときには，ＳＶＣの設置，サイリスタ等によるソフトスタート機能を有する装置を用いること。 (ﾛ)　風力発電設備等の出力変動により電圧フリッカが適正値を逸脱するおそれがあるときには，ＳＶＣ等を設置すること。 (3)　そ　　の　　他 連系用変圧器加圧時の励磁突入電流発生にともなう瞬時電圧低下により，系統の電圧が常時電圧から10パーセントを超えて逸脱するおそれがある場合は，その抑制対策を実施していただきます。	0.23ボルト以下）に維持することといたします。 (ｲ)　風力発電設備等の頻繁な並解列により電圧フリッカが適正値を逸脱するおそれがあるときには，ＳＶＣの設置，サイリスタ等によるソフトスタート機能を有する装置を用いること。 (ﾛ)　風力発電設備等の出力変動により電圧フリッカが適正値を逸脱するおそれがあるときには，ＳＶＣ等を設置すること。 (3)　そ　　の　　他 連系用変圧器加圧時の励磁突入電流発生にともなう瞬時電圧低下により，系統の電圧が常時電圧から10パーセントを超えて逸脱するおそれがある場合は，その抑制対策を実施していただきます。
76　出力変動対策 再生可能エネルギー発電設備（風力発電設備の場合に限ります。）を連系する場合であって，出力変動により他者に影響を及ぼすおそれがあるときは，出力変化率制限機能の具備等の対策を行なっていただきます。	**~~76~~78　出力変動対策** 再生可能エネルギー発電設備~~（風力発電設備の場合に限ります。）~~を連系する場合であって，出力変動により他者に影響を及ぼすおそれがあるときは，出力変化率制限機能の具備等の対策を行なっていただきます。
	(1)　太陽光発電設備の場合 発電に必要な自然エネルギーが得られる状況において，系統周波数が上昇または低下し適正値を逸脱するおそれがある場合は，発電設備の出力を調定率に応じて，自動的に出力変化すること。
(1)　発電に必要な自然エネルギーが得られる状況において，連系点での５分間の最大変動幅が発電所設備容量の10パーセント以下となるよう対策を行なうこと。 なお，ウィンドファームコントローラを有しない小規模な発電場所については，対策を別途協議することといたします。	(2)　風力発電設備の場合 ~~(1)~~イ　発電に必要な自然エネルギーが得られる状況において，連系点での５分間の最大変動幅が発電所設備容量の10パーセント以下となるよう対策を行なうこと。 なお，ウィンドファームコントローラを有しない小規模な発電場所については，対策を別途協議することといたします。
(2)　高風速時にカットアウトが予想される場合は，即座に停止しないよう，ストーム制御機能を具備する等の対策を行なうこと。 また，カットインが予想される場合は，徐々に出力を上昇するよう対策を行なうこと。	~~(2)~~ロ　高風速時にカットアウトが予想される場合は，即座に停止しないよう，ストーム制御機能を具備する等の対策を行なうこと。 また，カットインが予想される場合は，徐々に出力を上昇するよう対策を行なうこと。
(3)　系統周波数が上昇し適正値を逸脱するおそれがある場合は，発電設備の出力を調定率に応じて自動的に抑制すること。 なお，調定率は，２パーセントから５パーセントまでの範囲で当社から指定する値とし，不感帯は0.2ヘルツ以下といたします。	~~(3)~~ハ　発電に必要な自然エネルギーが得られる状況において，系統周波数が上昇または低下し適正値を逸脱するおそれがある場合は，発電設備の出力を調定率に応じて自動的に~~抑制~~出力変化すること。 ~~なお，調定率は，２パーセントから５パーセントまでの範囲で当社から指定する値とし，不感帯は0.2ヘルツ以下といたします。~~ なお，具体的な発電設備の性能は，次の範囲で当社から指定する値といたします。ただし，系統の電源構成の状況等，必要に応じて別途協議させていただきます。

現　行（2024年10月１日実施）	変　更　後（2025年４月１日実施予定）
	<table><tr><td rowspan="2"></td><td>定格出力合計</td><td>10,000キロワット以上 太陽光発電設備または風力発電設備</td></tr><tr><td rowspan="4">機能・仕様等</td><td>調定率</td><td>２～５パーセント</td></tr><tr><td>制御応答性</td><td>２秒以内に出力変化開始，10秒以内に変化量を完了 （出力変化量の50パーセント到達にて出力変化の完了とする）</td></tr><tr><td>不感帯</td><td>±0.2ヘルツ以下</td></tr><tr><td>リザーブ量 （出力変化幅）※</td><td>０～10パーセント（定格出力基準）</td></tr></table> ※　リザーブ量は系統周波数低下時の出力増加対応として，発電出力の抑制時に使用可能なこと。
77　短絡・地絡電流対策 発電設備等の連系により系統の短絡・地絡電流が他者のしゃ断器の遮断容量等を上回るおそれがある場合は，短絡・地絡電流を制限する装置（限流リアクトル等）を設置していただきます。	**~~77~~79　短絡・地絡電流対策** 発電設備等の連系により系統の短絡・地絡電流が他者のしゃ断器の遮断容量等を上回るおそれがある場合は，短絡・地絡電流を制限する装置（限流リアクトル等）を設置していただきます。
78　発電機定数・諸元 ⑴　連系系統，電圧階級によっては，発電機の安定運転対策，短絡・地絡電流抑制対策，慣性低下対策等の面から，発電機定数を当社から指定させていただく場合があります。 ⑵　当社の求めに応じて，次の諸元を提出していただきます。	**~~78~~80　発電機定数・諸元** ⑴　連系系統，電圧階級によっては，発電機の安定運転対策，短絡・地絡電流抑制対策，慣性低下対策等の面から，発電機定数を当社から指定させていただく場合があります。 ⑵　当社の求めに応じて，次の諸元を提出していただきます。

現　行（2024年10月１日実施）		
電源種	設備	諸元
共通	発電プラント	定格容量，定格出力，台数，定格電圧
		最低出力
		所内負荷（定格，最低）
		力率（定格，運転可能範囲）
		運転可能周波数の範囲，運転継続時間
		単線結線図，系統並解列箇所
		発電プラントモデル（原動機の種類，発電機の種類）
		電気所監視制御方式
	構内設備	自家消費電力の最大値，最小値
		総合負荷力率
		電動機容量（高圧・低圧）
		電灯容量
		高調波発生機器，高調波対策資料
		電圧フリッカの発生源，対策設備資料
	受電用変圧器，連系用変圧器	定格（定格容量，定格電圧）
		インピーダンス（タップ電圧ごと，変圧器定格容量ベース）
		励磁特性曲線
		制御方式，整定値

変　更　後（2025年４月１日実施予定）		
電源種	設備	諸元
共通	発電プラント	定格容量，定格出力，台数，定格電圧
		最低出力
		所内負荷（定格，最低）
		力率（定格，運転可能範囲）
		運転可能周波数の範囲，運転継続時間
		単線結線図，系統並解列箇所
		発電プラントモデル（原動機の種類，発電機の種類）
		電気所監視制御方式
	構内設備	自家消費電力の最大値，最小値
		総合負荷力率
		電動機容量（高圧・低圧）
		電灯容量
		高調波発生機器，高調波対策資料
		電圧フリッカの発生源，対策設備資料
	受電用変圧器，連系用変圧器	定格（定格容量，定格電圧）
		インピーダンス（タップ電圧ごと，変圧器定格容量ベース）
		励磁特性曲線
		制御方式，整定値

現　行（2024年10月１日実施）		
電源種	設備	諸元
共通	調相設備	定格容量，台数
		制御方式，整定値
	アクセス線・構内線路	インピーダンス，アドミタンス
	遮断器	定格（遮断電流，遮断時間）
		自動同期検定装置の有無
	保護装置	設置要素
		仕様
		設置場所
		設置相数
		解列箇所
		整定範囲
		整定値
		ＣＴ比，ＶＴ比
		シーケンスブロック
		送電線再閉路方式
	記録	電気現象記録装置
誘導機	発電プラント	拘束リアクタンス
		限流リアクトル容量
		限時リアクトルインピーダンス
		慣性定数
		定格すべり
		等価回路定数

変　更　後（2025年４月１日実施予定）		
電源種	設備	諸元
共通	調相設備	定格容量，台数
		制御方式，整定値
	アクセス線・構内線路	インピーダンス，アドミタンス
	遮断器	定格（遮断電流，遮断時間）
		自動同期検定装置の有無
	保護装置	設置要素
		仕様
		設置場所
		設置相数
		解列箇所
		整定範囲
		整定値
		ＣＴ比，ＶＴ比
		シーケンスブロック
		送電線再閉路方式
	記録	電気現象記録装置
誘導機	発電プラント	拘束リアクタンス
		限流リアクトル容量
		限時リアクトルインピーダンス
		慣性定数
		定格すべり
		等価回路定数

現　行（2024年10月１日実施）		
電源種	設備	諸元
同期機	発電プラント	各種内部リアクタンス（飽和値，不飽和値）
		各種短絡時定数・開路時定数
		慣性定数（発電機＋タービン）
		制動巻線の有無
		飽和特性
		可能出力曲線
		発電機軸モデル
		発電機プラントモデル，モデル構築に必要なプラント，制御系の各種定数（ボイラ，タービン，水車等）
		並解列所要時間（平常時，事故時）
	制御装置	ガバナ系ブロック（調定率，ＧＦ幅，ＣＶ，ＩＣＶモデルを含む）
		ＬＦＣ・発電機出力制御ブロック
		ＥＤＣ変化速度（出力ごと）
		ＬＦＣ幅・変化速度（出力ごと）
		出力キープタイム（出力ごと，上げ下げ）
		励磁装置の形式（直流・交流・サイリスタ・他） 応答速度（超速応励磁か否か）
		励磁系ブロック（ＡＶＲ，ＰＳＳ，ＰＳＶＲ）
		ＦＲＴ要件の適用有無
		過励磁保護59Ｖ／Ｆブロック
		ＯＥＬ，ＵＥＬブロック

変　更　後（2025年４月１日実施予定）		
電源種	設備	諸元
同期機	発電プラント	各種内部リアクタンス（飽和値，不飽和値）
		各種短絡時定数・開路時定数
		慣性定数（発電機＋タービン）
		制動巻線の有無
		飽和特性
		可能出力曲線
		発電機軸モデル
		発電機プラントモデル，モデル構築に必要なプラント，制御系の各種定数（ボイラ，タービン，水車等）
		並解列所要時間（平常時，事故時）
	制御装置	ガバナ系ブロック（調定率，ＧＦ幅，ＣＶ，ＩＣＶモデルを含む）
		ＬＦＣ・発電機出力制御ブロック
		ＥＤＣ変化速度（出力ごと）
		ＬＦＣ幅・変化速度（出力ごと）
		出力キープタイム（出力ごと，上げ下げ）
		励磁装置の形式（直流・交流・サイリスタ・他） 応答速度（超速応励磁か否か）
		励磁系ブロック（ＡＶＲ，ＰＳＳ，ＰＳＶＲ）
		ＦＲＴ要件の適用有無
		過励磁保護59Ｖ／Ｆブロック
		ＯＥＬ，ＵＥＬブロック

現　行（2024年10月１日実施）		
電源種	設備	諸元
水力	発電プラント制御装置	揚水待機・開始所要時間
		上ダム・下ダム運用可能水位
		電水比（キロワット/{立方メートル/秒}）
逆変換装置	発電プラント制御装置	メーカ，型式
		単独運転検出方式，整定値
		逆変換装置の容量
		通電電流制限値
		系統事故時の力率制御時間
		三相事故時の事故電流（大きさ，供給時間）
		一，二相事故時の事故電流（大きさ，供給時間）
		ＦＲＴ要件の適用有無
		無効電力制御方式，整定値
		慣性力供給能力
風力	発電プラント制御装置	周波数調定率設定可能範囲，不感帯設定可能範囲
		発電機の出力特性
		出力変動対策の方法
		蓄電池，ウィンドファームコントローラの有無
蓄電池	発電プラント	蓄電容量
二次励磁機	発電プラント	拘束リアクタンス

なお，必要に応じて，記載されていない諸元等，最新の諸元等を提供していただくことがあります。

79　昇圧用変圧器

連系系統および電圧階級によっては，短絡・地絡電流抑制対策，安定度維持対策，送電線保護リレー協調等の面から，昇圧用変圧器のインピーダンス等を当社から指定させていただく場合があります。

また，無電圧タップ切替器の仕様（タップ数，電圧値，調整幅等）等を

変　更　後（2025年４月１日実施予定）		
電源種	設備	諸元
水力	発電プラント制御装置	揚水待機・開始所要時間
		上ダム・下ダム運用可能水位
		電水比（キロワット/{立方メートル/秒}）
逆変換装置	発電プラント制御装置	メーカ，型式
		単独運転検出方式，整定値
		逆変換装置の容量
		通電電流制限値
		系統事故時の力率制御時間
		三相事故時の事故電流（大きさ，供給時間）
		一，二相事故時の事故電流（大きさ，供給時間）
		ＦＲＴ要件の適用有無
		無効電力制御方式，整定値
		慣性力供給能力
太陽光	発電プラント制御装置	発電機・制御モデル，モデルの各種定数
風力	発電プラント制御装置	周波数調定率設定可能範囲，不感帯設定可能範囲
		発電機の出力特性
		出力変動対策の方法
		蓄電池，ウィンドファームコントローラの有無
		発電機・制御モデル，モデルの各種定数
蓄電池	発電プラント	蓄電容量
二次励磁機	発電プラント	拘束リアクタンス

なお，必要に応じて，記載されていない諸元等，最新の諸元等を提供していただくことがあります。

~~79~~81　昇圧用変圧器

連系系統および電圧階級によっては，短絡・地絡電流抑制対策，安定度維持対策，送電線保護リレー協調等の面から，昇圧用変圧器のインピーダンス等を当社から指定させていただく場合があります。

また，無電圧タップ切替器の仕様（タップ数，電圧値，調整幅等）等を

現　行（2024年10月１日実施）	変　更　後（2025年４月１日実施予定）
指定させていただく場合があります。	指定させていただく場合があります。
80　連　絡　体　制 ⑴　発電者，発電設備等を系統連系する需要者または契約者の構内事故および系統側の事故等により，連系用しゃ断器が動作した場合等（サイバー攻撃により設備異常が発生し，または発生するおそれがある場合を含みます。）には，当社と発電者，発電設備等を系統連系する需要者または契約者との間で迅速かつ的確な情報連絡を行ない，速やかに必要な措置を講ずる必要があります。このため，当社と発電者，発電設備等を系統連系する需要者または契約者の技術員駐在箇所等との間には，保安通信用電話設備（専用保安通信用電話設備または電気通信事業者の専用回線電話）を設置していただきます。ただし，保安通信用電話設備は，22,000ボルト以下の特別高圧電線路と連系する場合には，次のうちのいずれかを用いることができます。 イ　専用保安通信用電話設備 ロ　電気通信事業者の専用回線電話 ハ　次の条件を全て満たす場合においては，一般加入電話または携帯電話 ⑴　発電者，発電設備等を系統連系する需要者または契約者側の交換機を介さず直接技術員との通話が可能な方式（交換機を介する代表番号方式ではなく，直接技術員駐在箇所へつながる単番方式といたします。）とし，発電設備等の保守監視場所に常時設置されていること。 ⑵　話中の場合に割り込みが可能な方式（キャッチホン等）であること。 ⑶　停電時においても通話可能なものであること。 ⑷　災害時等において当社と連絡が取れない場合には，当社との連絡が取れるまでの間発電設備等の解列または運転を停止すること。 また，その旨が保安規程上明記されていること。 ⑵　特別高圧電線路と連系する場合には，当社と発電者，発電設備等を系統連系する需要者または契約者との間に，系統運用上等必要な情報が相互に交換できるようスーパービジョンおよびテレメータを設置していただきます。この場合，収集する情報は，原則として次のとおりといたします。	**~~80~~82　連　絡　体　制** ⑴　発電者，発電設備等を系統連系する需要者または契約者の構内事故および系統側の事故等により，連系用しゃ断器が動作した場合等（サイバー攻撃により設備異常が発生し，または発生するおそれがある場合を含みます。）には，当社と発電者，発電設備等を系統連系する需要者または契約者との間で迅速かつ的確な情報連絡を行ない，速やかに必要な措置を講ずる必要があります。このため，当社と発電者，発電設備等を系統連系する需要者または契約者の技術員駐在箇所等との間には，保安通信用電話設備（専用保安通信用電話設備または電気通信事業者の専用回線電話）を設置していただきます。ただし，保安通信用電話設備は，22,000ボルト以下の特別高圧電線路と連系する場合には，次のうちのいずれかを用いることができます。 イ　専用保安通信用電話設備 ロ　電気通信事業者の専用回線電話 ハ　次の条件を全て満たす場合においては，一般加入電話または携帯電話 ⑴　発電者，発電設備等を系統連系する需要者または契約者側の交換機を介さず直接技術員との通話が可能な方式（交換機を介する代表番号方式ではなく，直接技術員駐在箇所へつながる単番方式といたします。）とし，発電設備等の保守監視場所に常時設置されていること。 ⑵　話中の場合に割り込みが可能な方式（キャッチホン等）であること。 ⑶　停電時においても通話可能なものであること。 ⑷　災害時等において当社と連絡が取れない場合には，当社との連絡が取れるまでの間発電設備等の解列または運転を停止すること。 また，その旨が保安規程上明記されていること。 ⑵　特別高圧電線路と連系する場合には，当社と発電者，発電設備等を系統連系する需要者または契約者との間に，系統運用上等必要な情報が相互に交換できるようスーパービジョンおよびテレメータを設置していただきます。この場合，収集する情報は，原則として次のとおりといたします。

現　行（2024年10月１日実施）	変　更　後（2025年４月１日実施予定）

情報種別	情報内容
スーパービジョン	発電機並列用しゃ断器の開閉状態※1
	連系用しゃ断器の開閉状態
	連系送電線用接地開閉器の開閉状態
	電圧・無効電力の制御モード※2

情報種別	情報内容
テレメータ	引込口（受電地点）の有効電力
	引込口（受電地点）の無効電力
	代表風車地点の風向・風速※3
	発電最大能力値※4（風力発電設備の場合）

※１　慣性把握のため，系統に慣性を供給できる同期発電機は，最小単位の発電設備１台ごとに設置していただきます。

※２　電圧無効電力制御を行なう場合は必要に応じて収集いたします。

※３　ナセルで計測する風向・風速

※４　運転可能な発電設備の定格出力（出力制約がある場合は可能な範囲でそれを考慮いたします。）の合計。ただし，困難な場合は運転可能な発電設備の台数といたします。

81　電気現象記録装置

発電機の挙動等を正確に把握するため，短い周期で時刻同期のとれた電圧，電流，電力等の計測値を連続的に記録し，当社へ伝送する電気現象記録装置（自動オシロ装置，高調波監視記録装置等を含みます。）を設置していただくことがあります。

82　サイバーセキュリティ対策

事業用電気工作物（発電事業の用に供するものに限ります。）は，電気事業法に基づき，電力制御システムセキュリティガイドラインに準拠した対策を講じていただきます。ただし，自家用電気工作物（発電事業の用に供するものおよび小規模事業用電気工作物を除きます。）に係る遠隔監視システムおよび制御システムは，自家用電気工作物に係るサイバーセキュリティの確保に関するガイドラインに準拠した対策を講じていただきます。

なお，上記以外の発電設備等については，サイバー攻撃による発電設備等の異常動作を防止し，または発電設備等がサイバー攻撃を受けた場合に速やかな異常の除去，影響範囲の局限化等を行なうために次のとおり，適切なサイバーセキュリティ対策を講じていただきます。

情報種別	情報内容
スーパービジョン	発電機並列用しゃ断器の開閉状態※1
	連系用しゃ断器の開閉状態
	連系送電線用接地開閉器の開閉状態
	電圧・無効電力の制御モード※2

情報種別	情報内容
テレメータ	引込口（受電地点）の有効電力
	引込口（受電地点）の無効電力
	代表風車地点の風向・風速※3
	発電最大能力値※4（風力発電設備の場合）

※１　慣性把握のため，系統に慣性を供給できる同期発電機は，最小単位の発電設備１台ごとに設置していただきます。

※２　電圧無効電力制御を行なう場合は必要に応じて収集いたします。

※３　ナセルで計測する風向・風速

※４　運転可能な発電設備の定格出力（出力制約がある場合は可能な範囲でそれを考慮いたします。）の合計。ただし，困難な場合は運転可能な発電設備の台数といたします。

~~81~~83　電気現象記録装置

発電機の挙動等を正確に把握するため，短い周期で時刻同期のとれた電圧，電流，電力等の計測値を連続的に記録し，当社へ伝送する電気現象記録装置（自動オシロ装置，高調波監視記録装置等を含みます。）を設置していただくことがあります。

~~82~~84　サイバーセキュリティ対策

事業用電気工作物（発電事業の用に供するものに限ります。）は，電気事業法に基づき，電力制御システムセキュリティガイドラインに準拠した対策を講じていただきます。ただし，自家用電気工作物（発電事業の用に供するものおよび小規模事業用電気工作物を除きます。）に係る遠隔監視システムおよび制御システムは，自家用電気工作物に係るサイバーセキュリティの確保に関するガイドラインに準拠した対策を講じていただきます。

なお，上記以外の発電設備等については，サイバー攻撃による発電設備等の異常動作を防止し，または発電設備等がサイバー攻撃を受けた場合に速やかな異常の除去，影響範囲の局限化等を行なうために次のとおり，適切なサイバーセキュリティ対策を講じていただきます。

現　行（2024年10月１日実施）	変　更　後（2025年４月１日実施予定）
⑴　外部ネットワークその他ネットワークを通じた発電設備等の制御に係るシステムへの影響を最小化するための対策を講じること。 ⑵　発電設備等の制御に係るシステムには，マルウェアの侵入防止対策を講じること。 ⑶　発電設備等に関し，セキュリティ管理責任者を設置すること。	⑴　外部ネットワークその他ネットワークを通じた発電設備等の制御に係るシステムへの影響を最小化するための対策を講じること。 ⑵　発電設備等の制御に係るシステムには，マルウェアの侵入防止対策を講じること。 ⑶　発電設備等に関し，セキュリティ管理責任者を設置すること。

現　行（2024年10月１日実施）	変　更　後（2025年４月１日実施予定）
Ⅳ－２　　需要設備の連系要件	**Ⅳ－２　　需要設備の連系要件**
83　電　気　方　式 需要設備の電気方式は，連系する系統の電気方式（交流３相３線式）と同一としていただきます。	**~~83~~85　電　気　方　式** 需要設備の電気方式は，連系する系統の電気方式（交流３相３線式）と同一としていただきます。
84　力　　率 ⑴　供給地点の力率は，原則として，85パーセント以上に保持していただきます。 なお，軽負荷時には進み力率とならないようにしていただきます。 ⑵　当社は，技術上必要がある場合には，進相用コンデンサの開閉をお願いすることおよび接続する進相用コンデンサ容量を協議させていただくことがあります。	**~~84~~86　力　　率** ⑴　供給地点の力率は，原則として，85パーセント以上に保持していただきます。 なお，軽負荷時には進み力率とならないようにしていただきます。 ⑵　当社は，技術上必要がある場合には，進相用コンデンサの開閉をお願いすることおよび接続する進相用コンデンサ容量を協議させていただくことがあります。
85　保護装置の設置 ⑴　発電者，需要者または契約者の電気設備の故障および需要場所または事業場所に短絡または地絡事故が生じた場合に自動的に事故を除去するための保護装置を設置していただきます。 ⑵　連系された系統に短絡または地絡事故が生じた場合に自動的に事故を除去するための保護装置を設置していただくことがあります。この場合，接続する系統と同一の保護装置を設置していただきます。	**~~85~~87　保護装置の設置** ⑴　発電者，需要者または契約者の電気設備の故障および需要場所または事業場所に短絡または地絡事故が生じた場合に自動的に事故を除去するための保護装置を設置していただきます。 ⑵　連系された系統に短絡または地絡事故が生じた場合に自動的に事故を除去するための保護装置を設置していただくことがあります。この場合，接続する系統と同一の保護装置を設置していただきます。
86　線路無電圧確認装置の設置 71（線路無電圧確認装置の設置）に準じます。	**~~86~~88　線路無電圧確認装置の設置** ~~71~~73（線路無電圧確認装置の設置）に準じます。
87　連　絡　体　制 ⑴　当社との間には，保安通信用電話設備を設置していただきます。ただし，22,000ボルトの系統と連系する場合には，次のうちのいずれかを用いることができるものといたします。 イ　電力保安通信用電話設備 ロ　電気通信事業者の専用回線電話 ハ　次の条件をすべて満たす場合においては，一般加入電話または携帯電話 (ｲ)　発電者，需要者または契約者側の交換機を介さず直接技術員との通話が可能な方式（交換機を介する代表番号方式ではなく，直接技術員所在箇所へつながる単番方式といたします。）とし，変電設備等の保守監視場所に常時設置されているものとすること。 (ﾛ)　話中の場合に割り込みが可能な方式（キャッチホン等）とするこ	**~~87~~89　連　絡　体　制** ⑴　当社との間には，保安通信用電話設備を設置していただきます。ただし，22,000ボルトの系統と連系する場合には，次のうちのいずれかを用いることができるものといたします。 イ　電力保安通信用電話設備 ロ　電気通信事業者の専用回線電話 ハ　次の条件をすべて満たす場合においては，一般加入電話または携帯電話 (ｲ)　発電者，需要者または契約者側の交換機を介さず直接技術員との通話が可能な方式（交換機を介する代表番号方式ではなく，直接技術員所在箇所へつながる単番方式といたします。）とし，変電設備等の保守監視場所に常時設置されているものとすること。 (ﾛ)　話中の場合に割り込みが可能な方式（キャッチホン等）とするこ

現　行（2024年10月１日実施）	変　更　後（2025年４月１日実施予定）
と。 (ﾊ)　停電時においても通話可能なものであること。 (2)　当社との間に，系統運用上等必要となる情報（開閉機器の開閉状態，有効および無効電力等）を収集できるよう給電情報伝送装置（スーパービジョン，テレメータ等）を必要に応じて設置することといたします。	と。 (ﾊ)　停電時においても通話可能なものであること。 (2)　当社との間に，系統運用上等必要となる情報（開閉機器の開閉状態，有効および無効電力等）を収集できるよう給電情報伝送装置（スーパービジョン，テレメータ等）を必要に応じて設置することといたします。
88　高　　調　　波 高調波発生機器を用いた電気設備を使用することにより，系統に高調波電流を流出する場合は，その高調波電流を抑制するため，次の要件にしたがっていただきます。 (1)　対象となる発電者，需要者または契約者 イ　対象となる発電者，需要者または契約者は，次のいずれかに該当する発電者，需要者または契約者（以下「対象者」といいます。）といたします。 (ｲ)　22,000ボルトの系統から受電する発電者，需要者または契約者であって，その施設する高調波発生機器の種類ごとの高調波発生率を考慮した容量（以下，この項において「等価容量」といいます。）の合計が300キロボルトアンペアを超える発電者，需要者または契約者 (ﾛ)　66,000ボルト以上の系統から受電する発電者，需要者または契約者であって，等価容量の合計が2,000キロボルトアンペアを超える発電者，需要者または契約者 ロ　イの等価容量を算出する場合に対象とする高調波発生機器は，300ボルト以下の商用電源系統に接続して使用する定格電流20アンペア／相以下の電気・電子機器以外の機器といたします。 ハ　対象者が，ロに該当する高調波発生機器を新設，増設または更新する場合等に適用いたします。 なお，ロに該当する高調波発生機器を新設，増設または更新する等によって対象者に該当することになる場合においても適用いたします。 (2)　高調波流出電流の算出 対象者から系統に流出する高調波流出電流の算出は次によるものといたします。 イ　高調波流出電流は，高調波発生機器ごとの定格運転状態において発生する高調波電流を合計し，これに高調波発生機器の最大の稼働率を乗じたものといたします。 ロ　高調波流出電流は，高調波の次数ごとに合計するものといたします。 ハ　対象とする高調波の次数は40次以下といたします。 ニ　対象者の構内に高調波流出電流を低減する設備がある場合は，その低減効果を考慮することができるものといたします。 (3)　高調波流出電流の上限値	**~~88~~90　高　　調　　波** 高調波発生機器を用いた電気設備を使用することにより，系統に高調波電流を流出する場合は，その高調波電流を抑制するため，次の要件にしたがっていただきます。 (1)　対象となる発電者，需要者または契約者 イ　対象となる発電者，需要者または契約者は，次のいずれかに該当する発電者，需要者または契約者（以下「対象者」といいます。）といたします。 (ｲ)　22,000ボルトの系統から受電する発電者，需要者または契約者であって，その施設する高調波発生機器の種類ごとの高調波発生率を考慮した容量（以下，この項において「等価容量」といいます。）の合計が300キロボルトアンペアを超える発電者，需要者または契約者 (ﾛ)　66,000ボルト以上の系統から受電する発電者，需要者または契約者であって，等価容量の合計が2,000キロボルトアンペアを超える発電者，需要者または契約者 ロ　イの等価容量を算出する場合に対象とする高調波発生機器は，300ボルト以下の商用電源系統に接続して使用する定格電流20アンペア／相以下の電気・電子機器以外の機器といたします。 ハ　対象者が，ロに該当する高調波発生機器を新設，増設または更新する場合等に適用いたします。 なお，ロに該当する高調波発生機器を新設，増設または更新する等によって対象者に該当することになる場合においても適用いたします。 (2)　高調波流出電流の算出 対象者から系統に流出する高調波流出電流の算出は次によるものといたします。 イ　高調波流出電流は，高調波発生機器ごとの定格運転状態において発生する高調波電流を合計し，これに高調波発生機器の最大の稼働率を乗じたものといたします。 ロ　高調波流出電流は，高調波の次数ごとに合計するものといたします。 ハ　対象とする高調波の次数は40次以下といたします。 ニ　対象者の構内に高調波流出電流を低減する設備がある場合は，その低減効果を考慮することができるものといたします。 (3)　高調波流出電流の上限値

現　行（2024年10月１日実施）	変　更　後（2025年４月１日実施予定）
対象者から系統に流出する高調波流出電流の許容される上限値は，高調波の次数ごとに，次表に示す需要者の契約電力１キロワット当たりの高調波流出電流の上限値に当該対象者の契約電力（キロワット単位といたします。）を乗じた値といたします。	対象者から系統に流出する高調波流出電流の許容される上限値は，高調波の次数ごとに，次表に示す需要者の契約電力１キロワット当たりの高調波流出電流の上限値に当該対象者の契約電力（キロワット単位といたします。）を乗じた値といたします。
⑷　高調波流出電流の抑制対策の実施	⑷　高調波流出電流の抑制対策の実施
対象者は，⑵の高調波流出電流が，⑶の高調波流出電流の上限値を超える場合には，高調波流出電流を高調波流出電流の上限値以下となるよう必要な対策を講じていただきます。	対象者は，⑵の高調波流出電流が，⑶の高調波流出電流の上限値を超える場合には，高調波流出電流を高調波流出電流の上限値以下となるよう必要な対策を講じていただきます。
契約電力１キロワット当たりの高調波流出電流の上限値	契約電力１キロワット当たりの高調波流出電流の上限値
（単位：ミリアンペア／キロワット）	（単位：ミリアンペア／キロワット）

受電電圧	5次	7次	11次	13次	17次	19次	23次	23次超過
22,000ボルト	1.8	1.3	0.82	0.69	0.53	0.47	0.39	0.36
66,000ボルト	0.59	0.42	0.27	0.23	0.17	0.16	0.13	0.12
110,000ボルト	0.35	0.25	0.16	0.13	0.10	0.09	0.07	0.07
220,000ボルト	0.17	0.12	0.08	0.06	0.05	0.04	0.03	0.03

受電電圧	5次	7次	11次	13次	17次	19次	23次	23次超過
22,000ボルト	1.8	1.3	0.82	0.69	0.53	0.47	0.39	0.36
66,000ボルト	0.59	0.42	0.27	0.23	0.17	0.16	0.13	0.12
110,000ボルト	0.35	0.25	0.16	0.13	0.10	0.09	0.07	0.07
220,000ボルト	0.17	0.12	0.08	0.06	0.05	0.04	0.03	0.03

89　フ　リ　ッ　カ

電気炉，溶接機等の特殊負荷等により，系統内の電圧に変動を与えるおそれのある場合は，負荷に応じた抑制装置を設置していただきます。

90　電　圧　変　動

受電用変圧器加圧時の励磁突入電流発生にともなう瞬時電圧低下により，系統の電圧が常時電圧から10パーセントを超えて逸脱するおそれがある場合は，その抑制対策を実施していただきます。

91　サイバーセキュリティ対策

自家用電気工作物（発電事業の用に供するものおよび小規模事業用電気工作物を除きます。）に係る遠隔監視システムおよび制御システムは，自家用電気工作物に係るサイバーセキュリティの確保に関するガイドラインに準拠した対策を講じていただきます。

~~89~~91　フ　リ　ッ　カ

電気炉，溶接機等の特殊負荷等により，系統内の電圧に変動を与えるおそれのある場合は，負荷に応じた抑制装置を設置していただきます。

~~90~~92　電　圧　変　動

受電用変圧器加圧時の励磁突入電流発生にともなう瞬時電圧低下により，系統の電圧が常時電圧から10パーセントを超えて逸脱するおそれがある場合は，その抑制対策を実施していただきます。

~~91~~93　サイバーセキュリティ対策

自家用電気工作物（発電事業の用に供するものおよび小規模事業用電気工作物を除きます。）に係る遠隔監視システムおよび制御システムは，自家用電気工作物に係るサイバーセキュリティの確保に関するガイドラインに準拠した対策を講じていただきます。

３　工事費負担金説明書

工事費負担金説明書

混雑緩和プロセスにおける工事費負担金の算出につきましては，第52回総合資源エネルギー調査会省エネルギー・新エネルギー分科会／電力・ガス事業分科会再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会（2023年６月21日開催）において，系統増強を希望した発電事業者の負担を基本としたうえで，混雑緩和プロセスによる系統増強が一般送配電事業者の計画している設備更新と同調できるなど，一般送配電事業者の受益と評価できる部分については，一般負担として控除する整理がなされたことを反映いたしました。

また，混雑緩和プロセスの参加者に求める保証金につきましては，第69回広域系統整備委員会（2023年８月９日開催）において，従来の一括検討プロセスと同等に設定する整理がなされたことを反映いたしました。

さらに，データセンターなどの大規模需要の新設案件において，託送供給等約款に規定している標準電圧を超える電圧での供給工事が発生することを想定し，標準電圧を超える電圧における工事費負担金の取扱いを明確化いたしました。

託送供給等約款変更認可申請書

令和６年11月29日

沖 縄 電 力 株 式 会 社

託送供給等約款変更認可申請書

沖電送送企発第9号
令和６年11月29日

経済産業大臣　武藤　容治　殿

沖縄県浦添市牧港五丁目２番１号
沖　縄　電　力　株　式　会　社
代表取締役社長
社長執行役員　本永　浩之

次のとおり託送供給等約款の変更の認可を受けたいので，電気事業法第18条第１項の規定により申請します。

変更の内容	別紙　託送供給等約款のとおりであります。
実施期日	令和７年４月１日

別　紙

託 送 供 給 等 約 款

令和７年４月１日実施

沖 縄 電 力 株 式 会 社

目　　次

Ⅰ　総　　則 ····· 1
1　適　　用 ····· 1
2　託送供給等約款の認可および変更 ····· 2
3　定　　義 ····· 2
4　代表契約者の選任 ····· 8
5　託送供給等に関する取扱い ····· 9
6　単位および端数処理 ····· 9
7　実　施　細　目 ····· 10
Ⅱ　契約の申込み ····· 11
8　契 約 の 要 件 ····· 11
9　検討および契約の申込み ····· 16
10　契約の成立および契約期間 ····· 25
11　託送供給等の開始 ····· 26
12　供給準備その他必要な手続きのための協力 ····· 27
13　電気方式，電圧および周波数 ····· 27
14　発電場所および需要場所 ····· 29
15　供給および契約の単位 ····· 31
16　承 諾 の 限 界 ····· 36
17　契約書の作成 ····· 36
Ⅲ　料　　金 ····· 37
18　料　　金 ····· 37
19　接続送電サービス ····· 39
20　臨時接続送電サービス ····· 69
21　予備送電サービス ····· 79
22　系統連系受電サービス ····· 81
23　発電量調整受電計画差対応電力 ····· 86
24　接続対象計画差対応電力 ····· 87
25　需要抑制量調整受電計画差対応電力 ····· 88
26　給電指令時補給電力 ····· 89
Ⅳ　料金の算定および支払い ····· 92
27　料金の適用開始の時期 ····· 92
28　検　　針　　日 ····· 92

29　料金の算定期間 …… 93
30　計　　量 …… 95
31　電力および電力量の算定 …… 96
32　損　失　率 …… 117
33　料 金 の 算 定 …… 117
34　支払義務の発生および支払期日 …… 122
35　料金その他の支払方法 …… 125
36　保　証　金 …… 128
37　連 帯 責 任 …… 130
Ⅴ　供　　給 …… 131
38　託送供給等の実施 …… 131
39　給電指令の実施等 …… 135
40　適正契約の保持等 …… 137
41　契 約 超 過 金 …… 138
42　力 率 の 保 持 …… 142
43　発電場所および需要場所への立入りによる業務の実施 …… 143
44　託送供給等にともなう協力 …… 143
45　託送供給等の停止 …… 144
46　託送供給等の停止の解除 …… 146
47　託送供給等の停止期間中の料金 …… 146
48　違　約　金 …… 146
49　損害賠償の免責 …… 147
50　設 備 の 賠 償 …… 147
Ⅵ　契約の変更および終了 …… 149
51　契 約 の 変 更 …… 149
52　名 義 の 変 更 …… 152
53　契 約 の 廃 止 …… 153
54　供給開始後の契約の消滅または変更にともなう料金および工事費の精算 …… 155
55　解　約　等 …… 160
56　契約消滅後の債権債務関係 …… 163
Ⅶ　受電方法および供給方法ならびに工事 …… 164
57　受電地点，供給地点および施設 …… 164
58　架 空 引 込 線 …… 166

59　地 中 引 込 線 ……167
60　連接引込線等 ……168
61　中高層集合住宅等における受電方法および供給方法 ……169
62　引込線の接続 ……169
63　計量器等の取付け ……170
64　通信設備等の施設 ……171
65　専用供給設備 ……171
Ⅷ　**工事費の負担** ……174
66　受電地点への供給設備の工事費負担金 ……174
67　受電用計量器等の工事費負担金 ……178
68　会社間連系設備の工事費負担金 ……179
69　供給地点への供給設備の工事費負担金 ……179
70　工事費負担金の申受けおよび精算 ……187
71　供給開始に至らないで契約を廃止または変更される場合等の費用の申受け ……190
72　臨 時 工 事 費 ……191
73　工事費等に関する契約書の作成 ……192
Ⅸ　**保　　安** ……193
74　保 安 の 責 任 ……193
75　保安等に対する発電者および需要者の協力 ……193
76　調　　査 ……194
77　調査等の委託 ……194
78　調査に対する需要者の協力 ……194
79　検査または工事の受託 ……195
80　自家用電気工作物 ……195

附　　則 ……196

別　　表 ……266

Ⅰ　総　　則

１　適　　用

当社が，当社以外の小売電気事業，特定送配電事業もしくは電気事業法第２条第１項第５号ロにもとづき行なわれる電気の供給（以下「自己等への電気の供給」といいます。）の用に供するための託送供給または電気事業法第２条第１項第７号に定める電力量調整供給を行なうときの料金および必要となるその他の供給条件は，この託送供給等約款（以下「この約款」といいます。）によります。

なお，この約款において託送供給および電力量調整供給とは，次のものをいいます。

(1) 託　送　供　給

次の接続供給および振替供給をいいます。

イ　接　続　供　給

当社が契約者から受電し，当社が維持および運用する供給設備を介して，同時に，その受電した場所以外の当社の供給区域（沖縄県をいいます。）内の場所（会社間連系点を除きます。）において，契約者の小売電気事業，特定送配電事業または自己等への電気の供給の用に供するための電気を契約者に供給することをいいます。

ロ　振　替　供　給

当社が契約者から小売電気事業，特定送配電事業または自己等への電気の供給の用に供するための電気を受電し，当社が維持および運用する供給設備を介して，同時に，その受電した場所以外の会社間連系点において，契約者に，その受電した電気の量に相当する量の電気を供給することをいいます。

(2) 電力量調整供給

次の発電量調整供給および需要抑制量調整供給をいいます。

イ　発電量調整供給

当社が発電契約者から，当社が行なう託送供給に係る小売電気事業，特定

送配電事業または自己等への電気の供給の用に供するための電気を受電し，当社が維持および運用する供給設備を介して，同時に，その受電した場所において，発電契約者に，発電契約者があらかじめ当社に申し出た量の電気を供給することをいいます。

ロ　需要抑制量調整供給

当社が需要抑制契約者から，特定卸供給の用に供するための電気（小売電気事業または特定送配電事業の供給の用に供するための電気で，電気事業法施行規則第１条第２項第７号に定める特定抑制依頼によってえられた電気に限ります。）を受電し，当社が維持および運用する供給設備を介して，同時に，その受電した場所において，需要抑制契約者に，需要抑制契約者があらかじめ当社に申し出た量の電気を供給することをいいます。

２　託送供給等約款の認可および変更

(1) この約款は，電気事業法第18条第１項の規定にもとづき，経済産業大臣の認可を受けたものです。

(2) 当社は，経済産業大臣の認可を受け，または経済産業大臣に届け出て，この約款を変更することがあります。この場合には，料金および必要となるその他の供給条件は，変更後の託送供給等約款によります。

３　定　　義

次の言葉は，この約款においてそれぞれ次の意味で使用いたします。

(1) 契　約　者

この約款にもとづいて当社と接続供給契約または振替供給契約を締結する小売電気事業者，特定送配電事業者または自己等への電気の供給を行なう者をいいます。

(2) 発 電 契 約 者

この約款にもとづいて当社と発電量調整供給契約を締結する者をいいます。

(3) 需要抑制契約者

この約款にもとづいて当社と需要抑制量調整供給契約を締結する者をいい

ます。

(4) 発　　電　　者

小売電気事業，特定送配電事業または自己等への電気の供給の用に供する電気（託送供給に係る電気に限ります。）を発電または放電する者で当社以外の者をいいます。

(5) 需　　要　　者

契約者が小売電気事業または自己等への電気の供給として電気を供給する相手方となる者をいいます。

(6) 低　　圧

標準電圧100ボルトまたは200ボルトをいいます。

(7) 高　　圧

標準電圧6,000ボルトをいいます。

(8) 特　別　高　圧

標準電圧20,000ボルト以上の電圧をいいます。

(9) 受　電　地　点

当社が，託送供給に係る電気を契約者から受電する地点，発電量調整供給に係る電気を発電契約者から受電する地点または需要抑制量調整供給に係る電気を需要抑制契約者から受電する地点をいいます。

(10) 発　電　場　所

発電者が，発電量調整供給に係る電気を発電または放電する場所をいいます。

(11) 供　給　地　点

当社が，託送供給に係る電気を契約者に供給する地点をいいます。

(12) 需　要　場　所

需要者が，契約者から供給された接続供給に係る電気を使用する場所をいいます。

(13) 会社間連系点

配電事業者が維持および運用する供給設備と当社が維持および運用する供給設備との接続点をいいます。

⑭ 中　継　振　替

会社間連系点を受電地点とし，他の会社間連系点を供給地点とする振替供給をいいます。

⑮ 地　内　振　替

発電者の電気設備と当社の供給設備との接続点を受電地点とし，会社間連系点を供給地点とする振替供給をいいます。

⑯ 発電量調整受電電力

発電量調整供給の場合で，受電地点において，当社が発電契約者から受電する電気の電力をいいます。

⑰ 発電量調整受電電力量

受電地点において，当社が発電契約者から受電する発電量調整供給に係る電気の電力量をいいます。

⑱ 発電量調整受電計画電力

発電量調整受電電力の計画値で，発電契約者があらかじめ当社に通知するものをいいます。

⑲ 発電量調整受電計画電力量

発電量調整受電電力量の計画値で，発電契約者があらかじめ当社に通知するものをいいます。

⑳ 接 続 受 電 電 力

接続供給の場合で，受電地点において，当社が契約者から受電する電気の電力をいいます。

㉑ 接続受電電力量

受電地点において，当社が契約者から受電する接続供給に係る電気の電力量をいいます。

㉒ 接 続 供 給 電 力

供給地点において，当社が契約者に供給する接続供給に係る電気の電力をいいます。

㉓ 接続供給電力量

供給地点において，当社が契約者に供給する接続供給に係る電気の電力量

をいいます。

⑵4 接続対象電力

接続供給電力を損失率で修正した値をいいます。

⑵5 接続対象電力量

接続供給電力量を損失率で修正した値をいいます。

⑵6 接続対象計画電力

接続対象電力の計画値で，契約者があらかじめ当社に通知するものをいいます。

⑵7 接続対象計画電力量

接続対象電力量の計画値で，契約者があらかじめ当社に通知するものをいいます。

⑵8 需要抑制量調整受電電力

需要抑制量調整供給の場合で，受電地点において，当社が需要抑制契約者から受電する電気の電力をいいます。

⑵9 需要抑制量調整受電電力量

受電地点において，当社が需要抑制契約者から受電する需要抑制量調整供給に係る電気の電力量をいいます。

⑶0 需要抑制量調整受電計画電力

需要抑制量調整受電電力の計画値で，需要抑制契約者があらかじめ当社に通知するものをいいます。

⑶1 需要抑制量調整受電計画電力量

需要抑制量調整受電電力量の計画値で，需要抑制契約者があらかじめ当社に通知するものをいいます。

⑶2 ベースライン

需要抑制量調整供給を行なう場合の基準となる電力量で，需要抑制契約者があらかじめ当社に通知するものをいいます。

⑶3 損　　失　　率

接続供給における受電地点から供給地点に至る電気の損失率をいいます。

⑶4 契　約　電　力

契約上使用できる最大電力（キロワット）であって，接続送電サービス契約電力，臨時接続送電サービス契約電力および予備送電サービス契約電力をいいます。

⑶5 契約受電電力

受電地点における接続受電電力または発電量調整受電電力の最大値（キロワット）で，契約者または発電契約者と当社との協議によりあらかじめ定めた値（発電量調整供給においては，同時最大受電電力をこえないものといたします。）をいいます。

⑶6 同時最大受電電力

発電者の電気設備と当社の供給設備との接続点における最大電力（キロワット）で，発電契約者または発電者と当社との協議により発電場所ごとにあらかじめ定めた値をいいます。

⑶7 最大連系電力等

当社が受電地点において発電契約者から受電する発電量調整供給に係る電気の電力の最大値をいいます。

⑶8 最大需要電力等

当社が供給地点において契約者に供給する接続供給に係る電気の電力の最大値をいいます。

⑶9 発電バランシンググループ

31（電力および電力量の算定）⑵0イもしくはロに定める発電量調整受電計画差対応補給電力量または31（電力および電力量の算定）⑵1イもしくはロに定める発電量調整受電計画差対応余剰電力量を算定する対象となる単位で，発電契約者があらかじめ発電量調整供給契約において設定するものをいいます。

⑷0 需要バランシンググループ

31（電力および電力量の算定）⑵2に定める接続対象計画差対応補給電力量または31（電力および電力量の算定）⑵3に定める接続対象計画差対応余剰電力量を算定する対象となる単位で，契約者があらかじめ接続供給契約において設定するものをいいます。

⑷1 需要抑制バランシンググループ

31（電力および電力量の算定）⑵4に定める需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量または31（電力および電力量の算定）⑵5に定める需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量を算定する対象となる単位で，需要抑制契約者があらかじめ需要抑制量調整供給契約において設定するものをいいます。

⑷2 電　　灯

白熱電球，けい光灯，ネオン管灯，水銀灯等の照明用電気機器（付属装置を含みます。）をいいます。

⑷3 小 型 機 器

主として住宅，店舗，事務所等において単相で使用される，電灯以外の低圧の電気機器をいいます。ただし，急激な電圧の変動等により他の電気の使用者の電灯の使用を妨害し，または妨害するおそれがあり，電灯と併用できないものは除きます。

⑷4 動　　力

電灯および小型機器以外の電気機器をいいます。

⑷5 契約負荷設備

契約上使用できる負荷設備をいいます。

⑷6 契約主開閉器

契約上設定されるしゃ断器であって，定格電流を上回る電流に対して電路をしゃ断し，需要者において使用する最大電流を制限するものをいいます。

⑷7 定 期 検 査

電気事業法第54条および第55条第１項に定められた検査をいいます。

⑷8 定 期 補 修

一定期間を限り定期的に行なわれる補修をいいます。

⑷9 給 電 指 令

発電者の発電設備および蓄電池（以下「発電設備等」といいます。）もしくは会社間連系点の運用または需要者の電気の使用について，当社から指令することをいいます。

⑸0 昼 間 時 間

毎日午前９時から午後11時までの時間をいいます。ただし，日曜日，「国民の祝日に関する法律」に規定する休日，１月２日，１月３日，１月４日，５月１日，５月２日，12月30日および12月31日の該当する時間を除きます。

(51) 夜　間　時　間

昼間時間以外の時間をいいます。

(52) 貿　易　統　計

関税法にもとづき公表される統計をいいます。

(53) 離島平均燃料価格算定期間

貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき離島平均燃料価格を算定する場合の期間とし，毎年１月１日から３月31日までの期間，２月１日から４月30日までの期間，３月１日から５月31日までの期間，４月１日から６月30日までの期間，５月１日から７月31日までの期間，６月１日から８月31日までの期間，７月１日から９月30日までの期間，８月１日から10月31日までの期間，９月１日から11月30日までの期間，10月１日から12月31日までの期間，11月１日から翌年の１月31日までの期間または12月１日から翌年の２月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は，翌年の２月29日までの期間といたします。）をいいます。

４　代表契約者の選任

自己等への電気の供給の用に供するための接続供給契約の場合を除き，１接続供給契約における契約者を複数とすることができます。この場合，当該接続供給契約においては１需要バランシンググループを設定するものとし，この約款に関する当社との協議および接続供給の実施に関する事項についての権限を複数の契約者全員から委任された契約者を，代表契約者としてあらかじめ選任していただき，かつ，契約者が行なう，当社との手続きおよび協議，ならびにこの約款に定める金銭債務の支払い等は，代表契約者を通じて行なっていただきます。また，当社は，契約者との協議および契約者への通知を代表契約者に対して行ないます。ただし，当社は，必要に応じて，代表契約者以外の契約者と，協議等をさせていただくことがあります。

５　託送供給等に関する取扱い

当社は，とくに必要となる場合を除き，当社の専用窓口を通じて，この約款の実施取扱いをいたします。この場合，当社は，託送供給または電力量調整供給の申込みおよび実施に際してえた情報については，託送供給，電力量調整供給または再生可能エネルギー電気卸供給約款にもとづく再生可能エネルギー電気卸供給を実施する目的以外に使用いたしません。

６　単位および端数処理

この約款において料金その他を計算する場合の単位およびその端数処理は，次のとおりといたします。

(1) 契約負荷設備の個々の容量の単位は，１ワットまたは１ボルトアンペアとし，その端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。

(2) 発電量調整受電電力，発電量調整受電計画電力，接続受電電力，接続供給電力，接続対象電力，接続対象計画電力，需要抑制量調整受電電力，需要抑制量調整受電計画電力，契約電力，契約受電電力，同時最大受電電力，最大連系電力等，最大需要電力等およびその他の電気の電力の単位は，次の場合を除き，１キロワットとし，その端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。

イ　低圧で供給する場合で，19（接続送電サービス）(2)イまたは20（臨時接続送電サービス）(2)イを適用した場合に算定された値が0.5キロワット以下となるときは，契約電力を0.5キロワットといたします。

ロ　高圧で供給する場合で，19（接続送電サービス）(2)イを適用した場合に算定された値が0.5キロワット未満となるときは，契約電力を１キロワットといたします。

(3) 発電量調整受電電力量，発電量調整受電計画電力量，接続受電電力量，接続供給電力量，接続対象電力量，接続対象計画電力量，需要抑制量調整受電電力量，需要抑制量調整受電計画電力量，ベースライン，発電量調整受電計画差対応補給電力量，発電量調整受電計画差対応余剰電力量，接続対象計画

差対応補給電力量，接続対象計画差対応余剰電力量，需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量，需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量，給電指令時補給電力量およびその他の電気の電力量の単位は，１キロワット時とし，その端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。ただし，低圧で受電する場合の30分ごとの接続受電電力量および30分ごとの発電量調整受電電力量ならびに低圧で供給する場合の30分ごとの接続供給電力量の単位は，最小位までといたします。

(4) 力率の単位は，１パーセントとし，その端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。

(5) 料金その他の計算における合計金額の単位は，１円とし，その端数は，切り捨てます。

７　実　施　細　目

この約款の実施上必要な細目的事項は，そのつど契約者，発電契約者，発電者または需要抑制契約者と当社との協議によって定めます。

なお，当社は，必要に応じて，需要者と別途協議を行なうことがあります。

Ⅱ　契約の申込み

８　契 約 の 要 件

(1) 契約者が接続供給契約または振替供給契約を希望される場合は，次の要件を満たしていただきます。

イ　小売電気事業，特定送配電事業または自己等への電気の供給の用に供する電気が電力量調整供給に係るものまたは当社が供給する託送供給に供する電気であること。

ロ　接続供給の場合，契約者が需要者の需要の計画値に応じた電気の供給が可能であること。

ハ　振替供給の場合，契約者が営む小売電気事業，特定送配電事業または契約者が行なう自己等への電気の供給の用に供するためのものであること。

ニ　需要者が電気設備を当社の供給設備に電気的に接続するにあたり，電気設備に関する技術基準，その他の法令等にしたがい，かつ，別冊に定める系統連系技術要件（以下「系統連系技術要件」といいます。）を遵守して，当社の供給設備の状況等を勘案して技術的に適当と認められる方法によって連系すること。

ホ　高圧または特別高圧で供給する場合は，契約者および需要者が当社からの給電指令にしたがうこと。

ヘ　契約者が，需要者にこの約款における需要者に関する事項を遵守させ，かつ，需要者がこの約款における需要者に関する事項を遵守する旨の承諾をすること。

ト　需要者が当社または他の契約者から電気の供給を受けることを当社が確認した場合は，契約者が，当社が契約者にあらかじめお知らせすることなく接続供給の実施に必要な需要者の情報を当社が当社の小売電気事業，特定送配電事業もしくは自己等への電気の供給の用に供するために使用し，または当該他の契約者に対し提供する旨の承諾をすること。

チ　契約者および需要者が，当社が契約者および需要者にあらかじめお知らせすることなく発電量調整供給等の実施に必要な需要者の情報を発電契約

者および需要場所と同一の場所である発電場所の発電者または当社と再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）第２条第５項に定める特定契約（以下「特定契約」といいます。）もしくは再生可能エネルギー特別措置法第２条の７に定める一時調達契約（以下「一時調達契約」といいます。）等を締結する者に対し提供する旨の承諾をすること。

リ　契約者が自己等への電気の供給の用に供するための接続供給契約または振替供給契約を希望される場合は，次の要件を満たすこと。

(ｲ)　契約者と同一の者である発電者の発電設備等が電気事業法第２条第１項第５号ロに定める非電気事業用電気工作物であること。

(ﾛ)　契約者と同一の者でない発電者の発電または放電に係る電気も供給する場合は，当該発電者の発電設備等が契約者と電気事業法第２条第１項第５号ロの経済産業省令で定める密接な関係を有する者が維持および運用する非電気事業用電気工作物であること。

(ﾊ)　需要者が契約者と同一の者，または契約者と電気事業法第２条第１項第５号ロの経済産業省令で定める密接な関係を有する者であること。

ヌ　契約者が，１需要場所において，分割供給（複数の小売電気事業者が，１需要場所において，１引込みを通じて行なうそれぞれの電気事業法第２条第１項第１号に定める小売供給をいいます。ただし，一方の小売電気事業者が需要者の発電設備の検査，補修または事故〔停電による停止等を含みます。〕により生じた不足電力の補給にあてるための電気のみを供給する場合の小売供給を除きます。）を行なうための接続供給（以下「分割接続供給」といいます。）を希望される場合は，次の要件を満たすこと。

(ｲ)　当該需要場所が，高圧または特別高圧で電気の供給を受ける需要場所であること。

(ﾛ)　当該需要場所において分割接続供給を受ける契約者は，２契約者に限ること。

(ﾊ)　双方の契約者および需要者が，当該需要場所において，当社が分割接続供給を行なう旨の承諾をすること。

(ニ) 双方の契約者および需要者が，当社が契約者および需要者にあらかじめお知らせすることなく分割接続供給の実施に必要な契約者および需要者の情報を他の一方の契約者に対し提供する旨の承諾をすること。

(2) 発電契約者が発電量調整供給契約を希望される場合は，次の要件を満たしていただきます。

イ　発電契約者が発電量調整受電計画電力量に応じて電気を供給すること。

ロ　発電者が発電または放電する電気が当社が行なう託送供給に係るものであること。

ハ　発電者が電気設備を当社の供給設備に電気的に接続するにあたり，電気設備に関する技術基準，その他の法令等にしたがい，かつ，系統連系技術要件を遵守して，当社の供給設備の状況等を勘案して技術的に適当と認められる方法によって連系すること。

ニ　高圧または特別高圧で受電する場合は，発電契約者および発電者が当社からの給電指令にしたがうこと。

ホ　発電契約者が当社を代理して，発電者との間で，系統連系受電契約（発電量調整供給契約にもとづき締結する契約をいいます。）を締結すること。

ヘ　発電契約者が，原則として，18（料金）(3)に定める発電者に係る料金，延滞利息および契約超過金を，34（支払義務の発生および支払期日）(4)に定める期日までの間，当社に代わり，発電者から受領し，当社があらかじめ定める支払いに関する期日までに当社へ引き渡す業務を受託すること。

ト　発電契約者が，35（料金その他の支払方法）(3)ロの場合を除き，18（料金）(3)に定める発電者に係る料金，延滞利息および契約超過金の支払い業務を発電者から無償で受託すること。

チ　発電者が系統連系受電契約の変更を発電契約者に申し出た場合，発電契約者が発電量調整供給契約の変更として当社へ申し出ること。

リ　当社が発電者との系統連系受電契約を解約する場合，発電契約者が，当該発電者の発電場所に係る発電量調整供給契約が変更されることを承諾すること。

ヌ　発電契約者が，発電者にこの約款における発電者に関する事項を遵守さ

せ，かつ，発電者がこの約款における発電者に関する事項を遵守する旨の承諾をすること。

ただし，当社と特定契約を締結する発電者（発電契約者が発電者との間で電力受給に関する契約を締結している場合を除きます。）および発電契約者と同一の者である発電者については，ホ，ヘ，ト，チおよびリの要件を除きます。

なお，当社は，発電契約者に対して，系統連系受電契約の締結または変更について，当社を代理する権利を付与いたします。

(3) 発電者が系統連系受電契約を希望される場合は，次の要件を満たしていただきます。

イ　新たに系統連系受電契約を希望される場合または当該契約の内容に変更が生じる場合，発電者が当該契約の締結または変更について当社を代理する発電契約者に対して申し出ること。

ロ　発電者が発電または放電する電気が当社が行なう託送供給に係るもの（当社との特定契約に係る電気を除きます。）であること。

ハ　発電者が電気設備を当社の供給設備に電気的に接続するにあたり，電気設備に関する技術基準，その他の法令等にしたがい，かつ，系統連系技術要件を遵守して，当社の供給設備の状況等を勘案して技術的に適当と認められる方法によって連系すること。

ニ　高圧または特別高圧で受電する場合は，発電者が当社からの給電指令にしたがうこと。

ホ　発電者が，原則として，18（料金）(3)に定める発電者に係る料金，延滞利息および契約超過金の支払い業務を発電契約者に委託すること。

ヘ　発電者が当該契約の消滅後に接続された電気を当社が無償で受電することについて承諾すること。

ただし，発電契約者と同一の者である発電者については，イおよびホの要件を除きます。

(4) 需要抑制契約者が需要抑制量調整供給契約を希望される場合は，次の要件を満たしていただきます。

イ　需要抑制契約者が特定卸供給を行なう事業を営む者で，次のいずれにも該当すること。

(ｲ)　需要者に対して，次のａおよびｂの事項を定めた需要抑制に関する計画を適時に策定し，当該計画にしたがって適切な需要抑制の指示を適時に出すことができること。

ａ　需要抑制量（１キロワットをこえる電気を抑制しようとするものに限ります。）

ｂ　需要抑制の実施頻度および時期

(ﾛ)　(ｲ)によってえられた100キロワットをこえる電気を供給しようとするものであること。

(ﾊ)　電気の安定かつ適正な供給を確保するための適切な需給管理体制および情報管理体制を確立し，実施および維持することができること。

(ﾆ)　需要者の保護の観点から適切な情報管理体制を確立し，実施および維持できること。

(ﾎ)　需要者と電力需給に関する契約等を締結している契約者が供給力を確保するよう，当該契約者と需要抑制契約者との間または当該契約者と需要者との間で適切な契約がなされていること。

ロ　需要抑制契約者が需要抑制量調整受電計画電力量に応じて電気を供給すること。

ハ　需要者に係る接続送電サービスまたは臨時接続送電サービスが電灯定額接続送電サービスまたは電灯臨時定額接続送電サービスもしくは動力臨時定額接続送電サービスでないこと。

ニ　需要抑制量調整受電電力量の算定上，需要場所が30（計量）(3)に該当しないこと。

ホ　需要抑制契約者が，需要者にこの約款における需要者に関する事項を遵守させ，かつ，需要者がこの約款における需要者に関する事項を遵守する旨の承諾をすること。

ヘ　当社が分割接続供給を行なう供給地点において，需要抑制契約者は，15（供給および契約の単位）(2)イ(ｲ)または(ﾛ)により分割接続供給を受ける

契約者に係る接続送電サービスまたは臨時接続送電サービスについて需要抑制量調整供給契約を希望される場合は，他の一方の契約者に係る接続送電サービスまたは臨時接続送電サービスについてもあわせて需要抑制量調整供給契約を締結すること。

９　検討および契約の申込み

契約者が新たに接続供給契約もしくは振替供給契約を希望される場合，発電契約者が新たに発電量調整供給契約を希望される場合，発電者（当社と特定契約を締結する発電者〔発電契約者が発電者との間で電力受給に関する契約を締結している場合を除きます。〕を除きます。）が新たに系統連系受電契約を希望される場合または需要抑制契約者が新たに需要抑制量調整供給契約を希望される場合は，あらかじめこの約款を承認のうえ，次の手続きにより，契約者から託送供給の申込み，発電契約者から発電量調整供給の申込みまたは需要抑制契約者から需要抑制量調整供給の申込みをしていただきます。

なお，電圧または周波数の変動等によって損害を受けるおそれがある発電者または需要者は，無停電電源装置の設置等必要な措置を講じていただきます。また，発電者または需要者が保安等のために必要とする電気については，その容量を明らかにしていただき，21（予備送電サービス）の申込みまたは保安用の発電設備の設置，蓄電池装置の設置等必要な措置を講じていただきます。

(1) 受電側接続検討の申込み

イ　当社は，契約者または発電契約者から小売電気事業，特定送配電事業または自己等への電気の供給の用に供する電気を受電（原則として高圧または特別高圧で受電する場合に限ります。また，接続供給または振替供給の場合は，受電地点が会社間連系点のときに限ります。）するにあたり，供給設備の新たな施設または変更についての検討（以下「受電側接続検討」といいます。）をいたします。

なお，他の接続供給契約もしくは振替供給契約または発電量調整供給契約等により既に連系されている受電地点については，受電側接続検討を省略することがあります。

ロ　契約者または発電契約者は，接続供給契約（受電地点が会社間連系点の場合に限ります。）もしくは振替供給契約（受電地点が会社間連系点の場合に限ります。）または発電量調整供給契約（発電者から電気を受電する場合に限ります。）の申込みに先だち，次の事項を明らかにして，当社所定の様式により，受電側接続検討の申込みをしていただきます。

(ｲ) 接続供給の場合

a　契約者の名称

b　代表契約者の名称（契約者が複数の場合に限ります。）

c　当該接続供給に必要となる配電事業者との振替供給契約等の内容または申込内容

d　接続受電電力の最大値および最小値

e　接続供給の開始希望日

(ﾛ) 振替供給の場合

a　契約者の名称

b　当該振替供給に必要となる配電事業者との振替供給契約等の内容または申込内容

c　振替供給に係る受電電力の最大値および最小値

d　供　給　地　点

e　振替供給の開始希望日

(ﾊ) 発電量調整供給の場合

a　発電契約者の名称

b　発電者の名称，発電場所および受電地点

c　発電設備等の発電・放電方式，発電・放電出力および系統安定上必要な仕様

d　発電量調整受電電力の最大値および最小値

e　受電地点における受電電圧

f　発電場所における負荷設備および受電設備

g　発電量調整供給の開始希望日

h　発電量調整供給の希望契約期間

ハ　検討期間および調査料

(ｲ)　当社は，原則として受電側接続検討の申込みから３月以内に検討結果をお知らせいたします。

(ﾛ)　当社は，１受電地点１検討につき22万円を調査料として，受電側接続検討の申込み時に発電契約者から申し受けます。ただし，次の場合には，調査料を申し受けません。

a　検討を要しない場合

b　受電側接続検討の回答後，他の発電契約者の契約の申込みにともなう連系予約（当該契約の申込みに係る発電設備等が送電系統へ連系されたものとして取り扱うことをいいます。）によって送電系統の状況が変化した場合等，受電側接続検討の前提となる事実関係に変動がある場合で，かつ，調査料を申し受けた受電側接続検討の回答日から１年以内に受け付けた受電側接続検討のとき。

(2) 供給側接続事前検討の申込み

イ　当社は，契約者が希望される場合に，契約者に小売電気事業，特定送配電事業または自己等への電気の供給の用に供する電気を供給するにあたり，工事の要否および工事が必要な場合の当該工事の種別についての検討（以下「供給側接続事前検討」といいます。）をいたします。

ロ　契約者は，次の事項を明らかにして，当社所定の様式により，供給側接続事前検討の申込みをしていただきます。この場合，契約者への情報開示に係る需要者の承諾書（当社所定の様式によります。）をあわせて提出していただくことがあります。また，分割接続供給を希望される場合は，あらかじめ双方の契約者で協議のうえ，申込みをしていただきます。

(ｲ) 需要者の名称，用途，需要場所（供給地点特定番号を含みます。）および供給地点

(ﾛ)　契約電力（分割接続供給を希望される場合は，１需要場所において使用できる最大電力〔キロワット〕といたします。）

(ﾊ) 供給地点における供給電気方式および供給電圧

(ﾆ) 負荷設備または主開閉器

(ﾎ) 接続供給の開始希望日および使用期間

ハ　負荷設備または契約電力については，１年間を通じての最大の負荷を基準として，契約者から申し出ていただきます。この場合，１年間を通じての最大の負荷を確認するため，必要に応じて接続供給の開始希望日以降１年間の接続供給電力の計画値を当社所定の様式により申し出ていただきます。

ニ　当社は，原則として供給側接続事前検討の申込みから２週間以内に検討結果をお知らせいたします。

(3) 需要抑制量調整供給事前検討の申込み

イ　当社は，需要抑制契約者が希望される場合に，特定卸供給の用に供する電気を受電するにあたり，工事の要否および工事が必要な場合の当該工事の種別についての検討(以下「需要抑制量調整供給事前検討」といいます。)をいたします。

ロ　需要抑制契約者は，次の事項を明らかにして，当社所定の様式により，需要抑制量調整供給事前検討の申込みをしていただきます。この場合，需要抑制契約者への情報開示に係る需要者の承諾書（当社所定の様式によります。）をあわせて提出していただくことがあります。

(ｲ) 需要抑制契約者の名称

(ﾛ) 需要者の名称，需要場所（供給地点特定番号を含みます。）

(ﾊ) 需要抑制量調整供給の開始希望日

ハ　当社は，原則として需要抑制量調整供給事前検討の申込みから２週間以内に検討結果をお知らせいたします。

(4) 契約の申込み

契約者は，(1)ロ(ｲ)または(ﾛ)の事項およびイまたはロの事項を，発電契約者は，(1)ロ(ﾊ)の事項およびハの事項を，需要抑制契約者は，ニの事項を明らかにして，当社所定の様式により，接続供給契約，振替供給契約，発電量調整供給契約，系統連系受電契約または需要抑制量調整供給契約の申込みをしていただきます。この場合，８（契約の要件）(1)へおよび接続供給の実施に必要な需要者の情報を当社が契約者に対し提供することに関する需要者の

契約者に対する承諾書の写し，８（契約の要件）(2)ホに定める要件を満たすことを証明する文書および８（契約の要件）(2)ヌに定める発電者の発電契約者に対する承諾書の写しまたは８（契約の要件）(4)ホおよび需要抑制量調整供給の実施に必要な需要者の情報を当社が需要抑制契約者に対し提供することに関する需要者の需要抑制契約者に対する承諾書の写しをあわせて提出していただきます。ただし，発電契約者と発電者との間で締結する電力受給に関する契約等において，発電者が系統連系受電契約の締結について合意していることおよび発電者がこの約款に関する事項を遵守することを承諾していることが明らかな場合，契約者と需要者との間で締結する電力需給に関する契約等において，需要者がこの約款に関する事項を遵守することおよび接続供給の実施に必要な需要者の情報を，当社が契約者に対し提供することを承諾していることが明らかな場合または需要抑制契約者と需要者との間で締結する需要抑制に関する契約等において，需要者がこの約款に関する事項を遵守することおよび需要抑制量調整供給の実施に必要な需要者の情報を，当社が需要抑制契約者に対し提供することを承諾していることが明らかな場合で，当社が当該文書および承諾書の提出を不要と判断するときは，当該文書および承諾書の提出を省略することができるものといたします。

なお，自己等への電気の供給の用に供するための接続供給契約または振替供給契約を希望される場合は，８（契約の要件）(1)リに定める要件を満たすことを証明する文書をあわせて提出していただきます。この場合，当社は，必要に応じて，所管の官庁にこの要件を満たすことの確認を行ないます。

また，発電量調整供給契約を希望される場合で，電力広域的運営推進機関送配電等業務指針に定める保証金（以下，「系統連系保証金」といい，その金額は電力広域的運営推進機関業務規程に定める方法により算定いたします。）を要するときは，系統連系保証金をお支払いいただき，かつ，電源接続案件一括検討プロセスにもとづき工事費負担金補償金を定めるときは，当社と工事費負担金の補償に関する契約を締結のうえ，(1)の申込みに対する当社の回答日から１年以内（電源接続案件一括検討プロセスにもとづき申込みをされる場合および海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進

に関する法律（以下「再エネ海域利用法」といいます。）第13条第２項第10号に規定する選定事業者（以下「選定事業者」といいます。）を発電者として申込みをされる場合を除きます。）に申込みをしていただくものとし，需要抑制量調整供給契約を希望される場合は，８（契約の要件）(4)イに定める要件を満たすことを証明する文書を提出していただきます。

イ　接続供給の場合

(ｲ) 需要者の名称，用途，需要場所（供給地点特定番号を含みます。）および供給地点

(ﾛ) 供給地点における供給電気方式および供給電圧

(ﾊ) 需要場所における負荷設備，主開閉器，受電設備および発電設備等

(ﾆ) 契約電力（分割接続供給を希望される場合は，申込みをされる契約者に係る契約電力といたします。）

(ﾎ) 契約受電電力

(ﾍ) 希望される接続送電サービス，臨時接続送電サービスまたは予備送電サービスの種別（分割接続供給を希望される場合は，申込みをされる契約者に係る接続送電サービス，臨時接続送電サービスまたは予備送電サービスの種別といたします。）

(ﾄ) 接続受電電力の計画値および接続供給電力の計画値

(ﾁ) 電気の調達先となる契約者，発電契約者または需要抑制契約者の名称および調達量の計画値

(ﾘ) 電気の販売先となる契約者，発電契約者または需要抑制契約者の名称および販売量の計画値

(ﾇ) 連　絡　体　制

(ﾙ) 20（臨時接続送電サービス）を希望される場合には，契約使用期間（分割接続供給を希望される場合は，申込みをされる契約者に係る臨時接続送電サービスの契約使用期間といたします。）

(ﾜ) 分割接続供給を希望される場合，次の事項（あらかじめ双方の契約者で協議のうえ，申込みをしていただきます。）

a　15（供給および契約の単位）(2)イまたはロのうち希望される分割接

続供給の形態

b　15（供給および契約の単位）(2)イにより当社が分割接続供給を行なう場合，それぞれの契約者への分割接続供給の形態

c　15（供給および契約の単位）(2)イ(ｲ)により当社が分割接続供給を行なう場合，契約者があらかじめ定めた30分ごとの電力量（以下「通告電力量」といいます。）を当社に通知する契約者

d　15（供給および契約の単位）(2)ロにより当社が分割接続供給を行なう場合，それぞれの契約者へ分割接続供給する時間帯（以下「供給時間帯」といいます。）および分割接続供給に係る料金その他の調整先となる契約者

e　分割接続供給に係る料金その他の調整に使用する，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービス契約電力および接続送電サービスの種別

f　20（臨時接続送電サービス）を希望される場合は，分割接続供給に係る料金その他の調整に使用する，１供給地点につき，１臨時接続送電サービスを適用したときの臨時接続送電サービス契約電力および臨時接続送電サービスの種別

g　21（予備送電サービス）を希望される場合は，分割接続供給に係る料金その他の調整に使用する，１供給地点につき，１予備送電サービスを適用したときの予備送電サービス契約電力および予備送電サービスの種別

なお，負荷設備および契約電力については，１年間を通じての最大の負荷を基準として，契約者から申し出ていただきます。この場合，１年間を通じての最大の負荷を確認するため，必要に応じて接続供給の開始希望日以降１年間の接続供給電力の計画値を当社所定の様式により申し出ていただきます。

ロ　振替供給の場合

(ｲ) 連　絡　体　制

(ﾛ) 当社が小売電気事業，特定送配電事業または自己等への電気の供給の

用に供する電気を振替供給する場合には，当該振替供給に係る配電事業者との接続供給契約等の内容または申込内容

ハ　発電量調整供給の場合

(ｲ) 発電場所の受電地点特定番号および発電設備等に係る供給地点の供給地点特定番号

(ﾛ) 契約受電電力および同時最大受電電力

(ﾊ) 発電量調整受電計画電力

(ﾆ) 電気の調達先となる契約者，発電契約者または需要抑制契約者の名称および調達量の計画値

(ﾎ) 電気の販売先となる契約者，発電契約者または需要抑制契約者の名称および販売量の計画値

(ﾍ) 連　絡　体　制

ニ　需要抑制量調整供給の場合

(ｲ) 需要抑制契約者の名称

(ﾛ) 需要抑制量調整受電計画電力

(ﾊ) 需要抑制を行なう場合の30分ごとの需要抑制量調整受電計画電力量に対応する，需要抑制の予定電力量（１ベースラインに係る需要場所を複数とする場合で，当該ベースラインにもとづく需要抑制量調整受電計画電力量を設定するときは，需要場所ごとの需要抑制量調整供給に係る需要抑制の予定電力量といたします。）の最小値

(ﾆ) 需要抑制を行なう場合の30分ごとの販売計画の最小値

(ﾎ) 需要者の名称および需要場所（供給地点特定番号を含みます。）

(ﾍ) 需要者と電力需給に関する契約等を締結している契約者の名称

(ﾄ) 需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量および需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量の算定方法となる31（電力および電力量の算定）⑭イまたはロ

(ﾁ) 電気の調達先となる契約者，発電契約者または需要抑制契約者の名称および調達量の計画値

(ﾘ) 電気の販売先となる契約者，発電契約者または需要抑制契約者の名称

および販売量の計画値

(ヌ) 需要抑制量調整供給の開始希望日

(ル) 連　絡　体　制

なお，需要抑制バランシンググループごとの(ト)の算定方法となる31（電力および電力量の算定）⑭イまたはロのいずれかの適用を開始した後１年間は同一の算定方法の適用を継続していただくものといたします。

(5) 当社は，接続供給契約（受電地点〔会社間連系点の場合に限ります。〕に係る事項に限ります。）または振替供給契約について，(4)に定める様式以外で当社が指定した方法により契約者に申込みをしていただくことがあります。また，当社は，受給契約等にもとづく会社間連系設備（会社間連系点に至る供給設備をいいます。）の利用に係る事項について，当社が指定した方法により契約者に提出していただくことがあります。この場合，当該申込み方法による申込みに係る託送供給の実施または受給契約等にもとづく会社間連系設備の利用に係る事項の提出にともなって必要となる事項に関する契約（以下「契約者に係る基本契約」といいます。）を当社とあらかじめ締結していただきます。

なお，契約者に係る基本契約の契約期間は，契約者と当社との協議がととのった日から１年間とし，契約期間満了に先だって契約内容に変更がない場合は，契約期間満了後も１年ごとに同一条件で継続されるものといたします。

また，契約者に係る基本契約で定める事項について，基本契約書を作成いたします。

(6) 当社は，受給契約等にもとづく会社間連系設備の利用に係る事項について，当社が指定した方法により発電契約者に提出していただくことがあります。この場合，受給契約等にもとづく会社間連系設備の利用に係る事項の提出にともなって必要となる事項に関する契約（以下「発電契約者に係る基本契約」といいます。）を当社とあらかじめ締結していただきます。

なお，発電契約者に係る基本契約の契約期間は，発電契約者と当社との協議がととのった日から１年間とし，契約期間満了に先だって契約内容に変更がない場合は，契約期間満了後も１年ごとに同一条件で継続されるものとい

たします。

また，発電契約者に係る基本契約で定める事項について，基本契約書を作成いたします。

(7) 当社は,受給契約等にもとづく会社間連系設備の利用に係る事項について,当社が指定した方法により需要抑制契約者に提出していただくことがあります。この場合，受給契約等にもとづく会社間連系設備の利用に係る事項の提出にともなって必要となる事項に関する契約（以下「需要抑制契約者に係る基本契約」といいます。）を当社とあらかじめ締結していただきます。

なお，需要抑制契約者に係る基本契約の契約期間は，需要抑制契約者と当社との協議がととのった日から１年間とし，契約期間満了に先だって契約内容に変更がない場合は，契約期間満了後も１年ごとに同一条件で継続されるものといたします。

また，需要抑制契約者に係る基本契約で定める事項について，基本契約書を作成いたします。

10　契約の成立および契約期間

(1) 接続供給契約は，接続供給契約の申込みを当社が承諾したときに，振替供給契約は，振替供給契約の申込みを当社が承諾したときに，発電量調整供給契約は，発電量調整供給契約の申込みを当社が承諾したときに，系統連系受電契約は，系統連系受電契約の申込みを当社が承諾したときに，需要抑制量調整供給契約は,需要抑制量調整供給契約の申込みを当社が承諾したときに,それぞれ成立いたします。

(2) 契約期間は，次によります。

イ　接続供給の場合

(ｲ) 契約期間は，20（臨時接続送電サービス）を利用される場合を除き，接続供給契約が成立した日から，料金適用開始の日以降１年目の日までといたします。

(ﾛ) 契約期間満了に先だって接続供給契約の消滅または変更がない場合は,接続供給契約は，契約期間満了後も１年ごとに同一条件で継続されるも

のといたします。

(ﾊ) 20（臨時接続送電サービス）を利用される場合の契約期間は，接続供給契約が成立した日から，あらかじめ定めた契約使用期間満了の日までといたします。

ロ　発電量調整供給の場合

(ｲ) 契約期間は，発電設備等に係る供給地点において 20（臨時接続送電サービス）が適用されている場合等特別の事情がある場合を除き，発電量調整供給契約または系統連系受電契約が成立した日から，料金適用開始の日以降１年目の日までといたします。

(ﾛ) 契約期間満了に先だって発電量調整供給契約または系統連系受電契約の消滅または変更がない場合は，発電量調整供給契約または系統連系受電契約は，契約期間満了後も１年ごとに同一条件で継続されるものといたします。

(ﾊ) 契約期間は，発電設備等に係る供給地点において 20（臨時接続送電サービス）が適用されている場合等特別の事情がある場合，発電量調整供給契約または系統連系受電契約が成立した日から，発電契約者または発電者と当社との協議により定めた日までといたします。

ハ　振替供給または需要抑制量調整供給の場合

契約期間は，振替供給契約または需要抑制量調整供給契約が成立した日から，契約者または需要抑制契約者の申込みにもとづき，契約者または需要抑制契約者と当社との協議により定めた日までといたします。ただし，特別の事情がない限り，契約期間は，振替供給または需要抑制量調整供給の開始日から起算して１年未満とならないものといたします。

11　託送供給等の開始

(1) 当社は，接続供給契約，振替供給契約，発電量調整供給契約，系統連系受電契約または需要抑制量調整供給契約の申込みを承諾したときには，契約者，発電契約者または需要抑制契約者と協議のうえ託送供給または電力量調整供給の開始日を定め，供給準備その他必要な手続きを経たのち，すみやかに託

送供給または電力量調整供給を開始いたします。

(2) 当社は，天候，用地交渉，停電交渉等の事情によるやむをえない理由によって，あらかじめ定めた託送供給または電力量調整供給の開始日に託送供給または電力量調整供給ができないことが明らかになった場合には，その理由を契約者，発電契約者または需要抑制契約者にお知らせし，あらためて契約者，発電契約者または需要抑制契約者と協議のうえ，託送供給または電力量調整供給の開始日を定めて託送供給または電力量調整供給を開始いたします。

12 供給準備その他必要な手続きのための協力

契約者，発電契約者，需要抑制契約者，発電者または需要者は，当該託送供給または電力量調整供給の実施にともない当社が施設または所有する供給設備の工事および維持のために必要な用地の確保等について協力していただきます。

13 電気方式，電圧および周波数

(1) 受電電気方式は，受電電圧に応じて，次のとおりといたします。

受電電圧	低圧	交流単相２線式，交流単相３線式または交流３相３線式
	高圧または特別高圧	交流３相３線式

(2) 供給電気方式は，供給電圧および接続送電サービス，臨時接続送電サービスまたは予備送電サービスに応じて，Ⅲ（料金）の各項に定めるところによります。

(3) 受電電圧は，会社間連系点を受電地点とする場合を除き，原則として，受電地点（１建物内の２以上の発電場所から共同引込線〔２以上の発電場所または需要場所に対して１引込みにより電気を受電または供給するための引込線をいいます。〕による１引込みで電気を受電する場合の受電地点は，発電場所ごとに異なる地点とみなします。）における契約受電電力（発電場所における発電設備等，受電設備および負荷設備等を基準として，発電契約者と当社との協議により受電地点ごとに定めます。）に応じて，次のとおりとい

たします。

契約受電電力	50 キロワット未満	標準電圧 100 ボルトまたは 200 ボルト
	50 キロワット以上 2,000 キロワット未満	標準電圧 6,000 ボルト
	2,000 キロワット以上	標準電圧 20,000 ボルトまたは 60,000 ボルト

(4) 供給電圧は，会社間連系点を供給地点とする場合を除き，接続送電サービス，臨時接続送電サービスまたは予備送電サービスに応じて，Ⅲ（料金）の各項に定めるところによります。

ただし，接続送電サービス契約電力が500キロワット未満である場合（契約者が新たに供給地点への接続供給を開始される場合または需要場所における受電設備を変更される場合等に限ります。）は，別表１（契約設備電力の算定）により定めた供給地点（１建物内の２以上の需要場所に共同引込線による１引込みで電気を供給する場合の供給地点は，需要場所ごとに異なる地点とみなします。）における契約設備電力に応じて次のとおりといたします。

契約設備電力	50 キロワット未満	標準電圧 100 ボルトまたは 200 ボルト
	50 キロワット以上	標準電圧 6,000 ボルト

なお，１需要場所において，電灯標準接続送電サービス，電灯時間帯別接続送電サービスまたは電灯従量接続送電サービスと動力標準接続送電サービス，動力時間帯別接続送電サービスまたは動力従量接続送電サービスとをあわせて契約する場合，契約設備電力の合計が50キロワット未満となるときの供給電圧は原則として標準電圧100ボルトまたは200ボルトとし，契約設備電力の合計が50キロワット以上となるときの供給電圧は原則として標準電圧6,000ボルトといたします。ただし，契約者が希望され，かつ，電気の使用状態，当社の供給設備の状況等から当社が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは，契約設備電力の合計が50キロワット以上であっても，標準電圧100ボルトまたは200ボルトとすることがあります。この場合，

当社は，需要者の土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

(5) 受電電圧については発電者に，供給電圧については需要者に特別の事情がある場合または当社の供給設備の都合でやむをえない場合には，(3)または(4)に定める当該標準電圧より上位または下位の電圧で，受電または供給することがあります。

(6) 周波数は，標準周波数60ヘルツといたします。

14　発電場所および需要場所

(1) 当社は，原則として，１構内をなすものは１構内を１発電場所または１需要場所とし，これによりがたい場合には，イおよびロによります。

なお，１構内をなすものとは，さく，へい等によって区切られ公衆が自由に出入りできない区域であって，原則として区域内の各建物が同一会計主体に属するものをいいます。ただし，複数の発電設備等を隣接した構内に設置する場合は，正当な理由がない限り，１構内をなすものとみなします。

イ　当社は，１建物をなすものは１建物を１発電場所または１需要場所とし，これによりがたい場合には，ロによります。

なお，１建物をなすものとは，独立した１建物をいいます。ただし，複数の建物であっても，それぞれが地上または地下において連結され，かつ，各建物の所有者および使用者が同一のとき等建物としての一体性を有していると認められる場合は，１建物をなすものとみなします。また，看板灯，庭園灯，門灯等建物に付属した屋外電灯は，建物と同一の発電場所または需要場所といたします。

ロ　構内または建物の特殊な場合には，次によります。

(ｲ) 居住用の建物の場合

１建物に会計主体の異なる部分がある場合で，次のいずれにも該当するときは，各部分をそれぞれ１発電場所または１需要場所とすることができます。この場合には，共用する部分を原則として１発電場所または１需要場所といたします。

a　各部分の間が固定的な隔壁または扉で明確に区分されていること。

b　各部分の屋内配線設備が相互に分離して施設されていること。

c　各部分が世帯単位の居住に必要な機能（炊事のための設備等）を有すること。

(ﾛ) 居住用以外の建物の場合

１建物に会計主体の異なる部分がある場合で，各部分の間が固定的な隔壁で明確に区分され，かつ，共用する部分がないときまたは各部分の所有者が異なるときは，各部分をそれぞれ１発電場所または１需要場所とすることができます。この場合には，共用する部分を原則として１発電場所または１需要場所といたします。

(ﾊ) 居住用部分と居住用以外の部分からなる建物の場合

１建物に居住用部分と居住用以外の部分がある場合は，(ﾛ)に準ずるものといたします。ただし，アパートと店舗からなる建物等居住用部分と居住用以外の部分の間が固定的な隔壁で明確に区分されている建物の場合は，居住用部分に限り(ｲ)に準ずるものといたします。

(2) 隣接する複数の構内の場合で，それぞれの構内において営む事業の相互の関連性が高いときは，(1)にかかわらず，その隣接する複数の構内を１発電場所または１需要場所とすることがあります。

(3) 道路その他公共の用に供せられる土地（(1)に定める構内または(2)に定める隣接する複数の構内を除きます。）において，街路灯等が設置されている場合は，その設置されている場所を１発電場所または１需要場所といたします。

(4) (1)に定める１構内，(1)イに定める１建物，(2)に定める隣接する複数の構内または(3)に定める設置されている場所(以下「原需要場所等」といいます。)において，災害による被害を防ぐための措置，温室効果ガス等の排出の抑制等のための措置，または電気工作物の設置および運用の合理化のための措置その他の電気の使用者の利益に資する措置にともない必要な設備を新たに使用する際に，当該設備が施設された区域または部分（以下「特例区域等」といいます。）の契約者または発電契約者からの申出がある場合で，次のいず

れにも該当するときは，(1)，(2)または(3)にかかわらず，特例区域等を１発電場所または１需要場所といたします。

イ　次の事項について，原需要場所等から特例区域等を除いた区域または部分（以下「非特例区域等」といいます。）の発電者または需要者の承諾をえていること。

(ｲ) 非特例区域等について，(1)，(2)または(3)に準じて発電場所または需要場所を定めること。

(ﾛ) 当社が特例区域等における業務を実施するため，43（発電場所および需要場所への立入りによる業務の実施）に準じて，非特例区域等の発電者または需要者の土地または建物に立ち入らせていただく場合には，正当な理由がない限り，立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただくこと。

ロ　特例区域等と非特例区域等の間が外観上区分されていること。

ハ　特例区域等と非特例区域等の配線設備が相互に分離して施設されていること。

ニ　当社が非特例区域等における業務を実施するため，43（発電場所および需要場所への立入りによる業務の実施）に準じて，特例区域等の発電者または需要者の土地または建物に立ち入らせていただく場合には，正当な理由がない限り，立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただくこと。

ホ　特例区域等を１発電場所または１需要場所とすることが社会的経済的事情に照らし不適当でなく，他の電気の使用者の利益を著しく阻害するおそれがないこと。

15　供給および契約の単位

(1) 当社は，次の場合を除き，１需要場所について１接続送電サービスまたは１臨時接続送電サービスを適用し，１電気方式，１引込みおよび１計量をもって託送供給を行ない，１発電場所について１系統連系受電サービスを適用（当社が特定契約を締結している場合〔発電契約者が発電者との間で電力受

給に関する契約を締結している場合を除きます。〕を除きます。）し，１電気方式，１引込みおよび１計量をもって発電量調整供給を行ないます。

イ　１需要場所につき，(ｲ)および(ﾛ)の２臨時接続送電サービスをあわせて契約する場合，または，次の１臨時接続送電サービス（(ｲ)および(ﾛ)の２臨時接続送電サービスをあわせて契約する場合またはへの場合は，２臨時接続送電サービスといたします。）とこれ以外の１接続送電サービス（ロまたはへの場合は，２接続送電サービスといたします。）とをあわせて契約する場合

(ｲ)　電灯臨時定額接続送電サービスおよび電灯臨時接続送電サービスのうちの１臨時接続送電サービス

(ﾛ)　動力臨時定額接続送電サービスおよび動力臨時接続送電サービスのうちの１臨時接続送電サービス

(ﾊ)　高圧臨時接続送電サービス

(ﾆ)　特別高圧臨時接続送電サービス

ロ　電灯または小型機器と動力とをあわせて使用する需要者に供給する場合で，次の２接続送電サービスをあわせて契約する場合

(ｲ)　電灯定額接続送電サービス，電灯標準接続送電サービス，電灯時間帯別接続送電サービスおよび電灯従量接続送電サービスのうちの１接続送電サービス

(ﾛ)　動力標準接続送電サービス，動力時間帯別接続送電サービスおよび動力従量接続送電サービスのうちの１接続送電サービス

ハ　共同引込線による引込みで託送供給または発電量調整供給を行なう場合

ニ　予備送電サービスをあわせて契約する場合

ホ　災害による被害を防ぐための措置，温室効果ガス等の排出の抑制等のための措置，または電気工作物の設置および運用の合理化のための措置その他の電気の使用者の利益に資する措置にともない，契約者または発電契約者からの申出がある場合で，当社が技術上，保安上適当と認めたとき。

ヘ　(2)イまたはロにより当社が分割接続供給を行なう場合

ト　その他技術上，経済上やむをえない場合等特別の事情がある場合

(2) 接続供給の場合，当社は，あらかじめ定めた発電契約者または電力広域的運営推進機関が定めた発電契約者および需要場所について，１接続供給契約を結び，１需要バランシンググループを設定いたします。この場合，それぞれの需要場所は原則として１接続供給契約に属するものとし，また，当社は，原則として，１契約者に対して１接続供給契約を結びます。

なお，電気鉄道の場合で，負荷が移動するために同一送電系統に属する２以上の供給地点において常時電気の供給を受ける契約者が希望されるときは，その料金その他の供給条件について複数供給地点を１供給地点とみなすことがあります。

また，当社は，分割接続供給の場合，１需要場所につき，２契約者にそれぞれ１接続供給契約を適用し，原則として２接続送電サービスまたは２臨時接続送電サービスを適用のうえ，１電気方式，１引込みおよび１計量をもって次のいずれかの形態で分割接続供給を行ないます。

イ　当社が，１需要場所において，あらかじめ定めた量の電気の供給を行なう契約者（以下「非需要追随供給者」といいます。）およびそれ以外の電気の供給を行なう契約者（以下「需要追随供給者」といいます。）に分割接続供給を行なう形態

なお，非需要追随供給者への分割接続供給は，次のいずれかの方法で行ないます。

(ｲ) 当社が，通告電力量に応じて分割接続供給を行なう方法

(ﾛ) 当社が，すべての時間帯において，一定の電力量（原則として，19〔接続送電サービス〕(2)イ(ﾍ) a，ロまたは20〔臨時接続送電サービス〕(2)ロの非需要追随供給者に係る接続送電サービス契約電力または臨時接続送電サービス契約電力の値を２で除した値をいいます。以下「ベース電力量」といいます。）で分割接続供給を行なう方法

ロ　当社が，１需要場所において，供給時間帯ごとに，それぞれの契約者に分割接続供給を行なう形態

(3) 振替供給の場合，当社は，原則として，あらかじめ定めた発電契約者または電力広域的運営推進機関が定めた発電契約者（発電契約者が複数ある場合

は,同一の配電事業者と発電量調整供給契約を締結するものといたします。）および１供給地点（配電事業者との接続供給契約ごとに１供給地点とみなします。）について，１振替供給契約を結びます。

(4) 発電量調整供給の場合，当社は，原則として，あらかじめ定めた発電場所および発電バランシンググループについて，１発電量調整供給契約を結びます。また，当社は，当社が特定契約を締結している場合（発電契約者が発電者との間で電力受給に関する契約を締結している場合を除きます。）を除き，原則として，あらかじめ定めた発電場所について，１系統連系受電契約を結びます。

なお，低圧の受電地点に係る発電場所および当社または当社の供給区域で事業を営む配電事業者が指定する系統運用上必要な調整機能を有する発電設備等であって別途当社または当社の供給区域で事業を営む配電事業者と調整に関する契約を締結する設備（以下「調整電源」といいます。）に該当する発電場所は，原則として１発電バランシンググループに属するものといたします。この場合，調整電源に該当する発電場所は，原則として発電場所ごとに発電バランシンググループを設定していただきます。

また，再生可能エネルギー発電設備（再生可能エネルギー特別措置法第２条第２項に定める再生可能エネルギー発電設備をいいます。ただし，特定契約により再生可能エネルギー電気を供給する事業に係る発電設備等に限ります。）の受電地点に係る発電場所が発電バランシンググループに含まれる場合は，次のとおりといたします。

イ　附則４（発電量調整供給契約についての特別措置［再生可能エネルギー発電設備］）(5)または(6)に該当する場合で，インバランスリスク単価（再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則〔以下「再生可能エネルギー特別措置法施行規則」といいます。〕に定めるインバランスリスクに係る単価をいいます。）が異なる再生可能エネルギー発電設備をあわせて使用されるときは，同一の特定契約に係って受電する電気のみに係る発電バランシンググループ（以下「特例発電バランシンググループ」といいます。）に含まれる再生可能エネルギー発電設備に適用される

インバランスリスク単価が同一となるように特例発電バランシンググループを設定していただきます。

ロ　附則４（発電量調整供給契約についての特別措置［再生可能エネルギー発電設備］）(5)の適用を受ける再生可能エネルギー発電設備の受電地点に係る発電場所は，原則として発電量調整受電計画差対応補給電力料金単価等が異なる複数のバランシンググループに属することはできないものといたします。

ハ　当社または特定送配電事業者の再生可能エネルギー電気卸供給約款にもとづき指定した再生可能エネルギー発電設備から電気を調達する場合，当社または特定送配電事業者の再生可能エネルギー電気卸供給約款にもとづき指定した再生可能エネルギー発電設備とそれ以外の再生可能エネルギー発電設備とが共に含まれないように発電バランシンググループを設定していただきます。この場合，再生可能エネルギー電気卸供給約款に係る発電場所は，１発電量調整供給契約に属するものといたします。

(5) 需要抑制量調整供給の場合，当社は，原則として，あらかじめ定めた需要場所（ただし，分割接続供給の場合は，当該需要場所に係る接続供給契約といたします。）および需要抑制バランシンググループについて，１需要抑制量調整供給契約を結びます。

なお，低圧で電気の供給を受ける需要場所および当社または当社の供給区域で事業を営む配電事業者が指定する系統安定上必要な調整機能を有する負荷設備であって別途当社または当社の供給区域で事業を営む配電事業者と調整に関する契約を締結する設備（以下「調整負荷」といいます。）に該当する需要場所は，１需要抑制バランシンググループに属するものといたします。

また，需要抑制契約者が１需要抑制バランシンググループに係る需要場所を複数とすることを希望される場合は，需要者と電力需給に関する契約等を締結している契約者が同一で，かつ，需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量および需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量の算定方法となる31（電力および電力量の算定）(14)イまたはロが同一となるように需要抑制バランシンググループを設定していただきます。この場合，当該需要場所は複

数の需要抑制バランシンググループに属することはできないものといたします。

16 承 諾 の 限 界

当社は，法令，電気の需給状況，供給設備の状況，用地事情ならびに料金，この約款によって支払いを要することとなった料金以外の債務（延滞利息，保証金，契約超過金，違約金，工事費負担金その他この約款から生ずる金銭債務〔以下「料金以外の債務」といいます。〕といたします。）および当社と締結する他の契約にもとづく料金等の金銭債務の支払状況その他によってやむをえない場合には，接続供給契約，振替供給契約，発電量調整供給契約，系統連系受電契約または需要抑制量調整供給契約の申込みの全部または一部をお断りすることがあります。この場合は，その理由を契約者，発電契約者，発電者または需要抑制契約者にお知らせいたします。

17 契 約 書 の 作 成

当社は，契約者，発電契約者または需要抑制契約者との間で，原則として託送供給または電力量調整供給の開始前に，託送供給または電力量調整供給に関する必要な事項について，契約書を作成いたします。

Ⅲ 料　　金

18 料　　金

料金は，次のとおりといたします。

(1) 契約者に係る料金

イ　契約者に係る料金は，ロによって算定された日程等別料金，24（接続対象計画差対応電力）によって算定された接続対象計画差対応補給電力料金および接続対象計画差対応余剰電力料金ならびに26（給電指令時補給電力）(1)によって算定された給電指令時補給電力料金といたします。

ロ　日程等別料金は，19（接続送電サービス）によって算定された接続送電サービス料金，20（臨時接続送電サービス）によって算定された臨時接続送電サービス料金および21（予備送電サービス）によって算定された予備送電サービス料金（以下「送電サービス料金」といいます。ただし，分割接続供給の場合は，33（料金の算定）⑿，⒀または⒁にもとづき料金の調整を行ないます。）のうち，(ｲ)，(ﾛ)，(ﾊ)，(ﾆ)，(ﾎ)，(ﾍ)または(ﾄ)に定める日が同一となるもの（この場合，当該同一となる日を以下「供給側料金算定日」といいます。）を合計して算定いたします。

(ｲ) 検　　針　　日

(ﾛ) 電灯定額接続送電サービス，電灯臨時定額接続送電サービスおよび動力臨時定額接続送電サービス(以下「定額接続送電サービス」といいます。)の場合または31（電力および電力量の算定）⑿の場合は，その供給地点の属する検針区域の検針日

(ﾊ) 電灯臨時定額接続送電サービスまたは動力臨時定額接続送電サービスで応当日(その供給地点を新たに設定した日に対応する日をいいます。)にもとづき料金算定期間を定める場合は，応当日

(ﾆ) 28（検針日）(5)の場合は，実際に検針を行なった日

(ﾎ) 契約者が供給地点を消滅させる場合は，消滅日（特別の事情があり，その供給地点の消滅日以降に計量値の確認を行なった場合は，その日といたします。）

(ﾍ) 31（電力および電力量の算定）(32)の場合は，電力量または最大需要電力等が協議によって定められた日

(ﾄ) 当社が分割接続供給を行なう供給地点において，いずれかの契約者に係る接続供給契約が消滅した場合，消滅日（特別の事情があり，その接続供給契約の消滅日以降に計量値の確認を行なった場合は，その日といたします。）

(2) 発電契約者に係る料金

発電契約者に係る料金は，23（発電量調整受電計画差対応電力）によって算定された発電量調整受電計画差対応補給電力料金および発電量調整受電計画差対応余剰電力料金ならびに26（給電指令時補給電力）(2)によって算定された給電指令時補給電力料金といたします。

(3) 発電者に係る料金

イ 発電者に係る料金は，ロによって算定された系統連系受電サービス料金といたします。

ロ 系統連系受電サービス料金は，22（系統連系受電サービス）によって，(ｲ)，(ﾛ)，(ﾊ)または(ﾆ)に定める日（以下「受電側料金算定日」といいます。）に算定いたします。

(ｲ) 検　　針　　日

(ﾛ) 28（検針日）(5)の場合，実際に検針を行なった日

(ﾊ) 発電契約者が受電地点を消滅させる場合，消滅日（特別の事情があり，その受電地点の消滅日以降に計量値の確認を行なった場合は，その日といたします。）

(ﾆ) 31（電力および電力量の算定）(32)の場合，電力量または最大連系電力等が協議によって定められた日

ただし，その１月の発電設備等に係る供給地点における供給側料金算定日が受電側料金算定日の翌日以降となる場合は供給側料金算定日を受電側料金算定日といたします。

(4) 需要抑制契約者に係る料金

需要抑制契約者に係る料金は，25（需要抑制量調整受電計画差対応電力）に

よって算定された需要抑制量調整受電計画差対応補給電力料金および需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力料金といたします。

19　接続送電サービス

(1) 適　用　範　囲

小売電気事業，特定送配電事業または自己等への電気の供給の用に供する電気に適用いたします。

(2) 接続送電サービス契約電力

電灯定額接続送電サービス，電灯標準接続送電サービス，電灯時間帯別接続送電サービスおよび電灯従量接続送電サービスの適用を受ける場合を除き，接続送電サービス契約電力は，次によって供給地点ごとに定めます。

なお，分割接続供給の場合は，それぞれの契約者に係る接続送電サービス契約電力とあわせて，33（料金の算定）(12)にもとづき料金の調整を行なうために，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用したときの接続送電サービス契約電力を定めます。

イ　低圧で供給する場合，または高圧で供給する場合で，接続送電サービス契約電力（分割接続供給の場合は，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用したときの接続送電サービス契約電力といたします。）が500キロワット未満のとき。

(ｲ) 各月の接続送電サービス契約電力は，次の場合を除き，その１月の最大需要電力等と前11月の最大需要電力等のうち，いずれか大きい値といたします。

a　新たに接続送電サービスを使用される場合は，料金適用開始の日以降12月の期間の各月の接続送電サービス契約電力は，その１月の最大需要電力等と料金適用開始の日から前月までの最大需要電力等のうち，いずれか大きい値といたします。ただし，新たに接続送電サービスを使用される前から引き続き当社の供給設備を利用される場合には，新たに接続送電サービスを使用される前の電気の供給は，接続送電サービス契約電力の決定上，接続送電サービスによって受けた供給とみなし

ます。

b　需要場所における受電設備を増加される場合等で，増加された日を含む１月の増加された日以降の期間の最大需要電力等の値がその１月の増加された日の前日までの期間の最大需要電力等と前11月の最大需要電力等のうちいずれか大きい値を上回るときは，その１月の増加された日の前日までの期間の接続送電サービス契約電力は，その期間の最大需要電力等と前11月の最大需要電力等のうちいずれか大きい値とし，その１月の増加された日以降の期間の接続送電サービス契約電力は，その期間の最大需要電力等の値といたします。

c　需要場所における受電設備を減少される場合等で，１年を通じての最大需要電力等が減少することが明らかなときは，減少された日を含む１月の減少された日の前日までの期間の接続送電サービス契約電力は，その期間の最大需要電力等と前11月の最大需要電力等のうちいずれか大きい値とし，減少された日以降12月の期間の各月の接続送電サービス契約電力（減少された日を含む１月の減少された日以降の期間については，その期間の接続送電サービス契約電力といたします。）は，需要場所における負荷設備および受電設備の内容，１年間を通じての最大の負荷，同一業種の負荷率，操業度等を基準として，契約者と当社との協議によって定めた値といたします。ただし，減少された日以降12月の期間で，その１月の最大需要電力等と減少された日から前月までの最大需要電力等のうちいずれか大きい値が契約者と当社との協議によって定めた値を上回る場合（減少された日を含む１月の減少された日以降の期間については，その期間の最大需要電力等の値が契約者と当社との協議によって定めた値を上回る場合といたします。）は，接続送電サービス契約電力は，その上回る最大需要電力等の値といたします。

(ﾛ)　低圧で供給する場合で，契約者が動力を使用する需要者に供給し，かつ，契約者が希望されるときの接続送電サービス契約電力は，(ｲ)にかかわらず，契約主開閉器の定格電流にもとづき，別表３（契約電力の算定方

法）により算定された値といたします。この場合，契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。

なお，当社は，契約主開閉器が制限できる電流を，必要に応じて確認いたします。

(ﾊ) (ｲ)の適用後１年に満たない場合は，(ﾛ)を適用いたしません。また，(ﾛ)の適用後１年に満たない場合は，(ｲ)を適用いたしません。

(ﾆ) 需要場所における主開閉器（低圧で供給する場合に限ります。），負荷設備または受電設備を変更される場合は，51（契約の変更）に準じて，あらかじめ申し出ていただきます。

(ﾎ) 分割接続供給の場合におけるそれぞれの契約者に係る接続送電サービス契約電力は，次のとおりといたします。

a　15（供給および契約の単位）(2)イにより当社が分割接続供給を行なう場合

非需要追随供給者に係る接続送電サービス契約電力は，双方の契約者と当社との協議によって定め，需要追随供給者に係る接続送電サービス契約電力は，31（電力および電力量の算定）(19)ロ(ｲ)または(ﾛ)で定める最大需要電力等を用いて，イ(ｲ)に準じて定めます。

b　15（供給および契約の単位）(2)ロにより当社が分割接続供給を行なう場合

それぞれの契約者に係る接続送電サービス契約電力は，31（電力および電力量の算定）(19)ロ(ﾊ)で定める最大需要電力等を用いて，イ(ｲ)に準じて定めます。

ロ　高圧で供給する場合で，接続送電サービス契約電力（分割接続供給の場合は，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用したときの接続送電サービス契約電力といたします。）が500キロワット以上のときまたは特別高圧で供給する場合

接続送電サービス契約電力は，需要場所における負荷設備および受電設備の内容，１年間を通じての最大の負荷，同一業種の負荷率，操業度等を基準として，契約者と当社との協議によって定めます。

なお，新たに接続送電サービスを使用される場合等で，適当と認められるときは，使用開始の日から１年間に限り，段階的に接続送電サービス契約電力を増加できるものといたします。この場合には，あらかじめ電気使用計画書を提出していただきます。

また，分割接続供給の場合におけるそれぞれの契約者に係る接続送電サービス契約電力は，それぞれの契約者と当社との協議によって定めます。

ハ　イ(ｲ)により接続送電サービス契約電力を定めている供給地点について，最大需要電力等が500キロワット以上となる場合は，接続送電サービス契約電力をロによってすみやかに定めることとし，それまでの間の接続送電サービス契約電力は，イ(ｲ)によって定めます。

ニ　高圧または特別高圧で供給する場合で，需要者の発電設備の検査，補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気をあわせて供給するときの接続送電サービス契約電力は，イ，ロまたはハにかかわらず，当該供給分以外の供給分につきイ，ロまたはハに準じて定めた値に，原則として需要者の発電設備の容量を基準として，契約者と当社との協議によって定めた値を加えたものといたします。

また，当該供給分以外の供給分についてイ(ｲ)に準ずる場合で，需要場所における負荷設備または受電設備を変更されるときは，51（契約の変更）に準じて，あらかじめ申し出ていただきます。

なお，この場合，当社は，必要に応じて，需要者の発電設備の運転に関する記録を契約者から提出していただきます。

また，分割接続供給の場合で，需要者の発電設備の検査，補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気をあわせて供給するときは，原則として，次のとおりといたします。

(ｲ) 15（供給および契約の単位）(2)イにより当社が分割接続供給を行なう場合

当該供給分の電気の供給は，需要追随供給者へ行なうものといたしま

す。この場合，需要追随供給者に係る接続送電サービス契約電力は，イ，ロまたはハにかかわらず，当該供給分以外の供給分につきイ，ロまたはハに準じて定めた値に，需要者の発電設備の容量を基準として，需要追随供給者と当社との協議によって定めた値を加えたものといたします。

(ﾛ) 15（供給および契約の単位）(2)ロにより当社が分割接続供給を行なう場合

当該供給分の電気の供給は，双方の契約者へ行なうものといたします。この場合，双方の契約者に係る接続送電サービス契約電力は，イ，ロまたはハにかかわらず，当該供給分以外の供給分につきイ，ロまたはハに準じて定めた値に，需要者の発電設備の容量を基準として，それぞれの契約者と当社との協議によって定めた値（双方の契約者に係る接続送電サービスにおいて，同じ値といたします。）を加えたものといたします。

(3) 接続送電サービス料金

接続送電サービス料金は，供給地点ごとに，供給電圧および接続送電サービスの種別に応じて，次の各項により算定いたします。ただし，１供給地点につき２以上の接続送電サービスをあわせて契約する場合または１接続送電サービスにつき２以上の供給地点となる場合の接続送電サービス料金は，接続送電サービスごとに算定いたします。

なお，分割接続供給の場合は，それぞれの契約者に係る接続送電サービス料金とあわせて，33(料金の算定)(12)にもとづき料金の調整を行なうために，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用したときの接続送電サービス料金を算定いたします。

イ　低圧で供給する場合

(ｲ) 電灯定額接続送電サービス

a　適　用　範　囲

契約者が電灯または小型機器を使用する需要者に供給する場合で，その総容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，各契約負荷設備ごとに別表４〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）が400ボルトアンペア以下であるときに適用

いたします。

b　供給電気方式および供給電圧

供給電気方式および供給電圧は，交流単相２線式標準電圧100ボルトまたは200ボルトといたします。ただし，特別の事情がある場合には，交流単相３線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとすることがあります。

c　契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

d　接続送電サービス料金

接続送電サービス料金は，電灯料金および小型機器料金の合計といたします。ただし，電灯料金または小型機器料金は，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表５（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表５（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

(a) 電　灯　料　金

i　電灯料金は，各契約負荷設備ごとに１月につき次のとおりといたします。

10 ワットまでの１灯につき	48 円 68 銭
10 ワットをこえ 20 ワットまでの１灯につき	97 円 35 銭
20 ワットをこえ 40 ワットまでの１灯につき	194 円 70 銭
40 ワットをこえ 60 ワットまでの１灯につき	292 円 04 銭
60 ワットをこえ 100 ワットまでの１灯につき	486 円 74 銭
100 ワットをこえる１灯につき 100 ワットまでごとに	486 円 74 銭

ii　ネオン管灯，けい光灯，水銀灯等は，管灯および付属装置を一括して容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，別表４〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）を算定し，その容量につき１ボルトアンペアを１ワットとみなして電灯料金を適用いたします。

iii　多灯式けい光灯等は，その合計によって容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，別表４〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）を算定し，その容量につき１ボルトアンペアを１ワットとみなして電灯料金を適用いたします。

(b) 小型機器料金

小型機器料金は，各契約負荷設備ごとにその容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，別表４〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）に応じ１月につき次のとおりといたします。

50 ボルトアンペアまでの１機器につき	145 円 20 銭
50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペアまでの１機器につき	290 円 39 銭
100 ボルトアンペアをこえる１機器につき 100 ボルトアンペアまでごとに	290 円 39 銭

e　そ　　の　　他

特別の事情がある場合は,契約者と当社との協議によって,(ﾛ) a (c),(ﾊ) a または(ﾆ) a にかかわらず，電灯標準接続送電サービス，電灯時間帯別接続送電サービスまたは電灯従量接続送電サービス(自己等への電気の供給の用に供する接続供給の場合に限ります。) を適用することがあります。

(ﾛ) 電灯標準接続送電サービス

a　適　用　範　囲

契約者が電灯または小型機器を使用する需要者に供給する場合で,次のいずれにも該当するときに適用いたします。

(a) 契約負荷設備の総容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，各契約負荷設備ごとに別表４〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。ただし，差込口の数と電気機器の数が異なる場合等特別の事情がある場合は，別表７〔契約負荷設備の総容量の算定〕によって総容量を定めます。）に次の係数を乗じてえた値が原則として50キロワット未満であること。

最初の 50 キロワットにつき	80 パーセント
50 キロワットをこえる部分につき	70 パーセント

(b) １需要場所において，動力標準接続送電サービス，動力時間帯別接続送電サービスまたは動力従量接続送電サービスとあわせて契約する場合は，(a)により算定される値と接続送電サービス契約電力との合計が原則として50キロワット未満であること。

(c) 電灯定額接続送電サービスを適用できないこと。

ただし，契約者が希望され，かつ，電気の使用状態，当社の供給設備の状況等から当社が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めた場合は，(a)および(c)に該当し，かつ，１需要場所における(a)により算定される値と接続送電サービス契約電力との合計が50キロワ

ット以上であるものについても適用することがあります。この場合，当社は，需要者の土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

b　供給電気方式および供給電圧

供給電気方式および供給電圧は，交流単相２線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相３線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトといたします。ただし，技術上やむをえない場合には，交流３相３線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

c　契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

d　接続送電サービス料金

接続送電サービス料金は，基本料金および電力量料金の合計といたします。ただし，電力量料金は，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表５（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表５（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

(a) 基　本　料　金

基本料金は，１月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。

１接続送電サービスにつき	304 円 58 銭

(b) 電 力 量 料 金

電力量料金は，その１月の接続供給電力量によって算定いたします。

１キロワット時につき	11 円 54 銭

(ﾊ) 電灯時間帯別接続送電サービス

a　適　用　範　囲

(ﾛ) a の適用範囲に該当し，契約者が希望される場合に適用いたします。

b　供給電気方式および供給電圧

供給電気方式および供給電圧は，交流単相２線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相３線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトといたします。ただし，技術上やむをえない場合には，交流３相３線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

c　契 約 負 荷 設 備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

d　接続送電サービス料金

接続送電サービス料金は，基本料金および電力量料金の合計といたします。ただし，電力量料金は，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表５（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ヘによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表５（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ヘによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

(a) 基　本　料　金

基本料金は，１月につき次のとおりといたします。ただし，まった

く電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。

1接続送電サービスにつき	304円58銭

(b) 電 力 量 料 金

電力量料金は，その1月の時間帯別の接続供給電力量によって算定いたします。

i 昼 間 時 間

1キロワット時につき	12円53銭

ii 夜 間 時 間

1キロワット時につき	10円46銭

(ニ) 電灯従量接続送電サービス

a 適 用 範 囲

(ロ) a の適用範囲に該当し，自己等への電気の供給の用に供する接続供給の場合で，契約者が希望されるときに適用いたします。

b 供給電気方式および供給電圧

供給電気方式および供給電圧は，交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトといたします。ただし，技術上やむをえない場合には，交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

c 契 約 負 荷 設 備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

d 接続送電サービス料金

接続送電サービス料金は，その1月の接続供給電力量によって算定いたします。ただし，別表5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表5（離島ユニバーサルサービ

ス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表５（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

１キロワット時につき	16 円 52 銭

(ホ) 動力標準接続送電サービス

a　適　用　範　囲

契約者が動力を使用する需要者に供給する場合で，次のいずれにも該当するときに適用いたします。

(a) 接続送電サービス契約電力が原則として50キロワット未満であること。

(b) １需要場所において，電灯標準接続送電サービス，電灯時間帯別接続送電サービスまたは電灯従量接続送電サービスとあわせて契約する場合は，(ロ) a (a)により算定される値と接続送電サービス契約電力との合計が原則として50キロワット未満であること。

ただし，契約者が希望され，かつ，電気の使用状態，当社の供給設備の状況等から当社が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めた場合は，(a)に該当し，かつ，１需要場所における(ロ) a (a)により算定される値と接続送電サービス契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合，当社は，需要者の土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

b　供給電気方式および供給電圧

供給電気方式および供給電圧は，交流３相３線式標準電圧200ボルト

といたします。ただし，技術上やむをえない場合には，交流単相２線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相３線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとすることがあります。

c　接続送電サービス料金

接続送電サービス料金は，基本料金および電力量料金の合計といたします。ただし，電力量料金は，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表５（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表５（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

(a) 基　本　料　金

基本料金は，１月につき次のとおりといたします。ただし，接続送電サービス契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は，接続送電サービス契約電力が１キロワットの場合の基本料金の半額といたします。また，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。

ⅰ　(2)イ(ｲ)により接続送電サービス契約電力を定める場合

接続送電サービス契約電力１キロワットにつき	797 円 20 銭

ⅱ　(2)イ(ﾛ)により接続送電サービス契約電力を定める場合

接続送電サービス契約電力１キロワットにつき	653 円 71 銭

(b) 電 力 量 料 金

電力量料金は，その１月の接続供給電力量によって算定いたします。

１キロワット時につき	7 円 59 銭

(c) そ　　の　　他

接続供給電力量が僅少であるため計量できないことが見込まれる場合等特別の事情がある場合で，当社が適当と認めるときは，基本料金のみといたします。

d　そ　　の　　他

変圧器，発電設備等その他を介して，電灯または小型機器を使用することはできません。

(ﾍ) 動力時間帯別接続送電サービス

a　適　用　範　囲

(ﾎ) a の適用範囲に該当し，契約者が希望される場合に適用いたします。

b　供給電気方式および供給電圧

供給電気方式および供給電圧は，交流３相３線式標準電圧200ボルトといたします。ただし，技術上やむをえない場合には，交流単相２線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相３線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとすることがあります。

c　接続送電サービス料金

接続送電サービス料金は，基本料金および電力量料金の合計といたします。ただし，電力量料金は，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表５（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ヘによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表５（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料

価格を上回る場合は，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

(a) 基　本　料　金

基本料金は，１月につき次のとおりといたします。ただし，接続送電サービス契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は，接続送電サービス契約電力が１キロワットの場合の基本料金の半額といたします。また，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。

ⅰ　(2)イ(ｲ)により接続送電サービス契約電力を定める場合

接続送電サービス契約電力１キロワットにつき	797 円 20 銭

ⅱ　(2)イ(ﾛ)により接続送電サービス契約電力を定める場合

接続送電サービス契約電力１キロワットにつき	653 円 71 銭

(b) 電 力 量 料 金

電力量料金は，その１月の時間帯別の接続供給電力量によって算定いたします。

ⅰ　昼　間　時　間

１キロワット時につき	8 円 23 銭

ⅱ　夜　間　時　間

１キロワット時につき	6 円 90 銭

(c) そ　　の　　他

接続供給電力量が僅少であるため計量できないことが見込まれる場合等特別の事情がある場合で，当社が適当と認めるときは，基本料

金のみといたします。

d　そ　　の　　他

変圧器，発電設備等その他を介して，電灯または小型機器を使用することはできません。

(ト)　動力従量接続送電サービス

a　適　用　範　囲

(ホ) a の適用範囲に該当し，自己等への電気の供給の用に供する接続供給の場合で，契約者が希望されるときに適用いたします。

b　供給電気方式および供給電圧

供給電気方式および供給電圧は，交流３相３線式標準電圧200ボルトといたします。ただし，技術上やむをえない場合には，交流単相２線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相３線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとすることがあります。

c　接続送電サービス料金

接続送電サービス料金は，その１月の接続供給電力量によって算定いたします。ただし，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表５(離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表５（離島ユニバーサルサービス調整)(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表５(離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

１キロワット時につき	20 円 66 銭

d　そ　　の　　他

変圧器，発電設備等その他を介して，電灯または小型機器を使用する

ことはできません。

ロ　高圧で供給する場合

(ｲ) 高圧標準接続送電サービス

a　適　用　範　囲

接続送電サービス契約電力（分割接続供給の場合は，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用したときの接続送電サービス契約電力といたします。）が原則として50キロワット以上であり，かつ，2,000キロワット未満である場合に適用いたします。ただし，特別の事情がある場合で，契約者の希望があるときは，接続送電サービス契約電力が50キロワット未満である場合についても適用することがあります。

b　供給電気方式および供給電圧

供給電気方式および供給電圧は，交流３相３線式標準電圧6,000ボルトといたします。

c　接続送電サービス料金

接続送電サービス料金は，基本料金および電力量料金の合計といたします。ただし，基本料金は，ニによって力率割引または割増しをする場合は，力率割引または割増しをしたものといたします。

また，電力量料金は，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表５（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表５（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

(a) 基　本　料　金

基本料金は，１月につき次のとおりといたします。ただし，まった

く電気を使用しない場合（21〔予備送電サービス〕によって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は，半額といたします。また，当社が分割接続供給を行なう供給地点において，33（料金の算定）(12)にもとづき料金の調整を行なうために算定する，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービスの基本料金は，双方の契約者に係る接続送電サービスをまったく利用しないとき（21〔予備送電サービス〕によって利用したときを除きます。）に限り，半額といたします。

なお，(2)ニによって接続送電サービス契約電力を定める供給地点において電気を使用された場合で，需要者の発電設備の検査，補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気をまったく使用しないときは，当該供給分に相当する基本料金は，半額といたします。ただし，当社が分割接続供給を行なう供給地点において，33（料金の算定）(12)にもとづき料金の調整を行なうために算定する，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービスにおける当該供給分に相当する基本料金は，双方の契約者に係る接続送電サービスにおいて，需要者の発電設備の検査，補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気をまったく使用しないときに限り，半額といたします。

また，その１月に前月から継続して需要者の発電設備の検査，補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気の供給を受けた期間がある場合で，その期間が前月の当該電気の供給を受けなかった期間を上回らないときは，その期間における当該電気の供給は，前月におけるものとみなします。

接続送電サービス契約電力１キロワットにつき	713 円 93 銭

(b) 電 力 量 料 金

電力量料金は，その１月の接続供給電力量によって算定いたします。

１キロワット時につき	4 円 59 銭

(ﾛ) 高圧時間帯別接続送電サービス

a　適　用　範　囲

(ｲ) a の適用範囲に該当し，契約者が希望される場合に適用いたします。

b　供給電気方式および供給電圧

供給電気方式および供給電圧は，交流３相３線式標準電圧6,000ボルトといたします。

c　接続送電サービス料金

接続送電サービス料金は，基本料金および電力量料金の合計といたします。ただし，基本料金は，ニによって力率割引または割増しをする場合は，力率割引または割増しをしたものといたします。

また，電力量料金は，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表５(離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表５（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

(a) 基　本　料　金

基本料金は，１月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合（21〔予備送電サービス〕によって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は，半額といたします。また，

当社が分割接続供給を行なう供給地点において，33（料金の算定）(12)にもとづき料金の調整を行なうために算定する，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービスの基本料金は，双方の契約者に係る接続送電サービスをまったく利用しないとき（21〔予備送電サービス〕によって利用したときを除きます。）に限り，半額といたします。

なお，(2)ニによって接続送電サービス契約電力を定める供給地点において電気を使用された場合で，需要者の発電設備の検査，補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気をまったく使用しないときは，当該供給分に相当する基本料金は，半額といたします。ただし，当社が分割接続供給を行なう供給地点において，33（料金の算定）(12)にもとづき料金の調整を行なうために算定する，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービスにおける当該供給分に相当する基本料金は，双方の契約者に係る接続送電サービスにおいて，需要者の発電設備の検査，補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気をまったく使用しないときに限り，半額といたします。

また，その１月に前月から継続して需要者の発電設備の検査，補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気の供給を受けた期間がある場合で，その期間が前月の当該電気の供給を受けなかった期間を上回らないときは，その期間における当該電気の供給は，前月におけるものとみなします。

接続送電サービス契約電力１キロワットにつき	713 円 93 銭

(b) 電 力 量 料 金

電力量料金は，その１月の時間帯別の接続供給電力量によって算定いたします。

ⅰ　昼　間　時　間

1キロワット時につき	5円02銭

ⅱ　夜　間　時　間

1キロワット時につき	4円14銭

(ﾊ) 高圧従量接続送電サービス

a　適　用　範　囲

(ｲ) aの適用範囲に該当し，自己等への電気の供給の用に供する接続供給の場合で，契約者が希望されるときに適用いたします。

b　供給電気方式および供給電圧

供給電気方式および供給電圧は，交流3相3線式標準電圧6,000ボルトといたします。

c　接続送電サービス料金

接続送電サービス料金は,その1月の接続供給電力量によって算定いたします。ただし，別表5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

1キロワット時につき	16円28銭

ハ　特別高圧で供給する場合

(ｲ) 特別高圧標準接続送電サービス

a　適　用　範　囲

接続送電サービス契約電力（分割接続供給の場合は，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用したときの接続送電サービス契約電力といたします。）が原則として2,000キロワット以上である場合に適用いたします。

b　供給電気方式および供給電圧

供給電気方式は，交流３相３線式とし，供給電圧は，標準電圧20,000ボルトまたは60,000ボルトといたします。

c　接続送電サービス料金

接続送電サービス料金は，基本料金および電力量料金の合計といたします。ただし，基本料金は，ニによって力率割引または割増しをする場合は，力率割引または割増しをしたものといたします。

また，電力量料金は，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表５（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表５（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

(a) 基　本　料　金

基本料金は，１月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合（21〔予備送電サービス〕によって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は，半額といたします。また，当社が分割接続供給を行なう供給地点において，33（料金の算定）(12)にもとづき料金の調整を行なうために算定する，１供給地点につき，

１接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービスの基本料金は，双方の契約者に係る接続送電サービスをまったく利用しないとき（21〔予備送電サービス〕によって利用したときを除きます。）に限り，半額といたします。

なお，(2)ニによって接続送電サービス契約電力を定める供給地点において電気を使用された場合で，需要者の発電設備の検査，補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気をまったく使用しないときは，当該供給分に相当する基本料金は，半額といたします。ただし，当社が分割接続供給を行なう供給地点において，33（料金の算定）⑿にもとづき料金の調整を行なうために算定する，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービスにおける当該供給分に相当する基本料金は，双方の契約者に係る接続送電サービスにおいて，需要者の発電設備の検査，補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気をまったく使用しないときに限り，半額といたします。

また，その１月に前月から継続して需要者の発電設備の検査，補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気の供給を受けた期間がある場合で，その期間が前月の当該電気の供給を受けなかった期間を上回らないときは，その期間における当該電気の供給は，前月におけるものとみなします。

接続送電サービス契約電力１キロワットにつき	472 円 49 銭

(b) 電 力 量 料 金

電力量料金は，その１月の接続供給電力量によって算定いたします。

１キロワット時につき	3 円 32 銭

(ﾛ) 特別高圧時間帯別接続送電サービス

a　適　用　範　囲

(ｲ) a の適用範囲に該当し，契約者が希望される場合に適用いたします。

b　供給電気方式および供給電圧

供給電気方式は，交流３相３線式とし，供給電圧は，標準電圧20,000ボルトまたは60,000ボルトといたします。

c　接続送電サービス料金

接続送電サービス料金は，基本料金および電力量料金の合計といたします。ただし，基本料金は，ニによって力率割引または割増しをする場合は，力率割引または割増しをしたものといたします。

また，電力量料金は，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表５(離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表５（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

(a) 基　本　料　金

基本料金は，１月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合（21〔予備送電サービス〕によって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は，半額といたします。また，当社が分割接続供給を行なう供給地点において，33（料金の算定）(12)にもとづき料金の調整を行なうために算定する，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービスの基本料金は，双方の契約者に係る接続送電サービスをまったく利用しないとき（21〔予備送電サービス〕によって利用したときを除きます。）に限

り，半額といたします。

なお，(2)ニによって接続送電サービス契約電力を定める供給地点において電気を使用された場合で，需要者の発電設備の検査，補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気をまったく使用しないときは，当該供給分に相当する基本料金は，半額といたします。ただし，当社が分割接続供給を行なう供給地点において，33（料金の算定）⑿にもとづき料金の調整を行なうために算定する，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービスにおける当該供給分に相当する基本料金は，双方の契約者に係る接続送電サービスにおいて，需要者の発電設備の検査，補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気をまったく使用しないときに限り，半額といたします。

また，その１月に前月から継続して需要者の発電設備の検査，補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気の供給を受けた期間がある場合で，その期間が前月の当該電気の供給を受けなかった期間を上回らないときは，その期間における当該電気の供給は，前月におけるものとみなします。

接続送電サービス契約電力１キロワットにつき	472 円 49 銭

(b) 電 力 量 料 金

電力量料金は，その１月の時間帯別の接続供給電力量によって算定いたします。

ⅰ 昼 間 時 間

１キロワット時につき	3 円 61 銭

ⅱ 夜 間 時 間

１キロワット時につき	3円00銭

(ﾊ) 特別高圧従量接続送電サービス

a　適　用　範　囲

(ｲ) a の適用範囲に該当し，自己等への電気の供給の用に供する接続供給の場合で，契約者が希望されるときに適用いたします。

b　供給電気方式および供給電圧

供給電気方式は，交流３相３線式とし，供給電圧は，標準電圧20,000ボルトまたは60,000ボルトといたします。

c　接続送電サービス料金

接続送電サービス料金は,その１月の接続供給電力量によって算定いたします。ただし，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表５(離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表５（離島ユニバーサルサービス調整)(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表５(離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

１キロワット時につき	11円07銭

ニ　力率割引および割増し

高圧または特別高圧で供給する場合の力率割引および割増しは，次のとおりといたします。

(ｲ) 力率は，供給地点ごとに，その１月のうち毎日午前９時から午後11時までの時間における平均力率（瞬間力率が進み力率となる場合には，その瞬間力率は,100パーセントといたします。）といたします。この場合，

平均力率は，別表６（平均力率の算定）によるものといたします。

なお，まったく電気を使用しないその１月の力率は，85パーセントとみなします。

(ﾛ) 分割接続供給の場合は，33（料金の算定）⑿にもとづき料金の調整を行なうために，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用したときの供給地点ごとの力率を，(ｲ)に準じて算定いたします。また，それぞれの契約者に係る接続送電サービスの力率は，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用した場合の力率と同一の値といたします。ただし，その供給地点において，いずれかの契約者に係る接続送電サービスをまったく利用しない場合は，当該接続送電サービスについては，その１月の力率を85パーセントとみなします。

(ﾊ) 力率が，85パーセントを上回る場合は，その上回る１パーセントにつき，基本料金（(2)ニによって接続送電サービス契約電力を定める供給地点において，需要者の発電設備の検査，補修または事故〔停電による停止等を含みます。〕により生じた不足電力の補給にあてるための電気をまったく使用しない場合は，当該供給分以外の供給分に相当する基本料金といたします。）を１パーセント割引し，85パーセントを下回る場合は，その下回る１パーセントにつき，基本料金（(2)ニによって接続送電サービス契約電力を定める供給地点において，需要者の発電設備の検査，補修または事故〔停電による停止等を含みます。〕により生じた不足電力の補給にあてるための電気をまったく使用しない場合は，当該供給分以外の供給分に相当する基本料金といたします。）を１パーセント割増しいたします。

ホ そ の 他

(ｲ) 接続送電サービス料金の計算における合計金額の単位は，１円とし，その端数は，切り捨てます。

(ﾛ) 電灯時間帯別接続送電サービス，動力時間帯別接続送電サービス，高圧時間帯別接続送電サービスまたは特別高圧時間帯別接続送電サービス（以下「時間帯別接続送電サービス」といいます。）の適用後１年に満た

ない場合は，電灯標準接続送電サービス，動力標準接続送電サービス，高圧標準接続送電サービスもしくは特別高圧標準接続送電サービス（以下「標準接続送電サービス」といいます。）または電灯従量接続送電サービス，動力従量接続送電サービス，高圧従量接続送電サービスもしくは特別高圧従量接続送電サービス（以下「従量接続送電サービス」といいます。）を適用いたしません。また，従量接続送電サービスの適用後１年に満たない場合は，標準接続送電サービスまたは時間帯別接続送電サービスを適用いたしません。

(ハ) 時間帯別接続送電サービスまたは従量接続送電サービスから標準接続送電サービスに変更された後１年に満たない場合は，時間帯別接続送電サービスまたは従量接続送電サービスを適用いたしません。

(ニ) 33（料金の算定）(12)にもとづき料金の調整を行なうための，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービスの種別を定めた後１年に満たないときの取扱いは，(ロ)および(ハ)に準ずるものといたします。

(ホ) (2)ニによって接続送電サービス契約電力を定める供給地点において，需要者の発電設備の検査，補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気を使用される場合は，使用開始の時刻と使用休止の時刻とをあらかじめ契約者から当社に通知していただきます。ただし，事故その他やむをえない場合は，使用開始後すみやかに契約者から当社に通知していただきます。

(ヘ) 当社は，需要者の発電設備の運転に関する記録を契約者から提出していただきます。

(4) １年間を通じての最大需要電力等が夜間時間に発生する場合の取扱い

高圧または特別高圧で供給する場合で，需要者が昼間時間から夜間時間への負荷移行を行なった結果，１年間を通じての最大需要電力等が夜間時間に発生し，かつ，契約者が標準接続送電サービスまたは時間帯別接続送電サービスの適用を受け，契約者と当社との協議がととのったときのその供給地点の各月の接続送電サービス料金は，(3)によって算定された金額から，イによ

って算定された金額（以下「ピークシフト割引額」といいます。）を差し引いたものといたします。

イ　ピークシフト割引額

ピークシフト割引額は，１月につき次の式により算定された金額といたします。ただし，まったく電気を使用しない場合（21〔予備送電サービス〕によって電気を使用した場合を除きます。）のピークシフト割引額は，半額といたします。

ピークシフト割引額　＝　次に定める割引単価　×　ハに定めるピークシフト電力

ピークシフト電力１キロワットにつき	高圧で供給する場合	606 円 85 銭
	特別高圧で供給する場合	401 円 62 銭

ロ　昼間時間最大電力

１年間を通じての昼間時間における最大の接続供給電力（以下「昼間時間最大電力」といいます。）は，需要場所における負荷設備および受電設備の内容，１年間を通じての昼間時間における最大の負荷，同一業種の負荷率，操業度等を基準として，契約者と当社との協議により，適用の対象とする供給地点ごとに定めます。また，分割接続供給の場合は，それぞれの契約者に係る昼間時間最大電力とあわせて，33（料金の算定）⑿にもとづき料金の調整を行なうために，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用したときの昼間時間最大電力を双方の契約者と当社との協議によって定めます。ただし，(2)イによって接続送電サービス契約電力を定める場合の昼間時間最大電力は，１年を通じての昼間時間における接続供給電力（分割接続供給の場合は，33〔料金の算定〕⑿にもとづき料金の調整を行なうために，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用したときの接続供給電力は仕訳前の電力量によって算定いたします。）の最大値といたします。また，(2)ニによって接続送電サービス契約電力を定める場合で，需要者の発電設備の検査，補修または事故（停電による停止等を含みます。）により

生じた不足電力の補給にあてるための電気の供給分以外の供給分について，(2)イに準じて値を定めるときの昼間時間最大電力は，昼間時間における30分ごとの接続供給電力量（分割接続供給の場合は，33〔料金の算定〕(12)にもとづき料金の調整を行なうために，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用したときの接続供給電力量は仕訳前の電力量といたします。）からその30分の当該電気の使用分（契約者と当社との協議によりあらかじめ定めた方法によって算定いたします。）を差し引いた値を２倍した値の１年を通じての最大値に，(2)ニで原則として需要者の発電設備の容量を基準として契約者と当社との協議によって定めた値を加えたものといたします。

ハ　ピークシフト電力

ピークシフト電力は，需要者の負荷移行により昼間時間から夜間時間に移行された増分電力をいい，適用の対象とする供給地点ごとに，１月につき次のとおり算定いたします。また，分割接続供給の場合は，それぞれの契約者に係るピークシフト電力とあわせて，33（料金の算定）(12)にもとづき料金の調整を行なうために，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用したときのピークシフト電力を，１月につき次のとおり算定いたします。

なお，(2)イによって接続送電サービス契約電力を定める場合は，次の式における適用の対象とする供給地点の接続送電サービス契約電力は，当該供給地点の１年を通じての夜間時間における最大需要電力等といたします。

また，(2)ニによって接続送電サービス契約電力を定める場合で，需要者の発電設備の検査，補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気の供給分以外の供給分について，(2)イに準じて値を定めるときは，次の式における適用の対象とする供給地点の接続送電サービス契約電力は，当該供給地点の夜間時間における30分ごとの接続供給電力量からその30分の当該不足電力の補給にあてるための電気の使用分（契約者と当社との協議によりあらかじめ定めた方法によって算定いたします。）を差し引いた値を２倍した値の１年を通じての最大値に，(2)ニで原則として需要者の発電設備の容量を基準として契約者

と当社との協議によって定めた値を加えたものといたします。

$$\text{ピークシフト電力} = \text{適用の対象とする供給地点の接続送電サービス契約電力} - \text{当該供給地点の昼間時間最大電力}$$

なお，各月の昼間時間における接続供給電力の最大値の実績等から，ピークシフト電力が不適当と認められる場合には，すみやかに昼間時間最大電力を修正のうえ，ピークシフト電力を適正なものに変更していただきます。

ニ　１年間を通じて夜間時間に最大需要電力等が発生しないことが明らかになった場合等については，本取扱いの適用をただちに解消いたします。

なお，それが本取扱い適用後１年に満たない場合は，既に適用したピークシフト割引額の合計金額を本取扱いの適用が解消された月の接続送電サービス料金に加算したものをその月の接続送電サービス料金として算定いたします。

また，この取扱いの適用が解消された後１年に満たない場合は，この取扱いを適用いたしません。

20　臨時接続送電サービス

(1) 適　用　範　囲

契約使用期間が１年未満の場合において，小売電気事業，特定送配電事業または自己等への電気の供給の用に供する電気に適用いたします。ただし，毎年，一定期間を限り，反復利用するものには適用いたしません。

(2) 臨時接続送電サービス契約電力

電灯臨時定額接続送電サービスおよび電灯臨時接続送電サービスの適用を受ける場合を除き，臨時接続送電サービス契約電力は，次によって供給地点ごとに定めます。

なお，分割接続供給の場合は，それぞれの契約者に係る臨時接続送電サービス契約電力とあわせて，33（料金の算定）(13)にもとづき料金の調整を行なうために，１供給地点につき，１臨時接続送電サービスを適用したときの臨時接続送電サービス契約電力を定めます。

イ　低圧で供給する場合

(ｲ)　臨時接続送電サービス契約電力は，契約負荷設備の各入力（出力で表示されている場合等は，別表４〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）についてそれぞれ次のａの係数を乗じてえた値の合計にｂの係数を乗じてえた値といたします。ただし，電気機器の試験用に電気を使用される場合等特別の事情がある場合は，その回路において使用される最大電流を制限できるしゃ断器その他の適当な装置を契約者または需要者に施設していただき，その容量を当該回路において使用される契約負荷設備の入力とみなします。この場合，その容量は別表３（契約電力の算定方法）に準じて算定いたします。

ａ　契約負荷設備のうち

最大の入力のものから	最初の２台の入力につき	100 パーセント
	次の２台の入力につき	95パーセント
	上記以外のものの入力につき	90パーセント

ｂ　ａによってえた値の合計のうち

最初の６キロワットにつき	100 パーセント
次の 14 キロワットにつき	90パーセント
次の 30 キロワットにつき	80パーセント
50 キロワットをこえる部分につき	70パーセント

(ﾛ)　契約者が契約主開閉器により臨時接続送電サービス契約電力を定めることを希望される場合には，臨時接続送電サービス契約電力は，(ｲ)にかかわらず，契約主開閉器の定格電流にもとづき，別表３（契約電力の算定方法）により算定された値といたします。この場合，契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。

なお，当社は，契約主開閉器が制限できる電流を，必要に応じて確認いたします。

ロ　高圧または特別高圧で供給する場合

臨時接続送電サービス契約電力（分割接続供給の場合は，１供給地点につき，１臨時接続送電サービスを適用したときの臨時接続送電サービス契約電力といたします。）は，需要場所において使用される負荷設備および受電設備の内容，同一業種の負荷率，操業度等を基準として，契約者と当社との協議により供給地点ごとに定めます。

なお，分割接続供給の場合におけるそれぞれの契約者に係る臨時接続送電サービス契約電力は，それぞれの契約者と当社との協議によって定めます。

(3) 臨時接続送電サービス料金

臨時接続送電サービス料金は，供給地点ごとに，供給電圧および臨時接続送電サービスの種別に応じて，次の各項により算定いたします。

なお，分割接続供給の場合は，それぞれの契約者に係る臨時接続送電サービス料金とあわせて，33（料金の算定）⑬にもとづき料金の調整を行なうために，１供給地点につき，１臨時接続送電サービスを適用したときの臨時接続送電サービス料金を算定いたします。

イ　低圧で供給する場合

(ｲ) 電灯臨時定額接続送電サービス

a　適　用　範　囲

契約者が電灯または小型機器を使用する需要者に供給する場合で，その総容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，各契約負荷設備ごとに別表４〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）が３キロボルトアンペア以下であるときに適用いたします。

b　供給電気方式および供給電圧

供給電気方式および供給電圧は，交流単相２線式標準電圧100ボルトまたは交流単相３線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトといたしま

す。ただし，技術上やむをえない場合には，交流単相２線式標準電圧200ボルトまたは交流３相３線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

c　臨時接続送電サービス料金

臨時接続送電サービス料金は，契約負荷設備の総容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，各契約負荷設備ごとに別表４〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）によって１日につき次によって算定された金額といたします。ただし，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表５（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表５(離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

総容量が 50 ボルトアンペアまでの場合	4 円 29 銭
総容量が 50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペアまでの場合	8 円 59 銭
総容量が 100 ボルトアンペアをこえ 500 ボルトアンペアまでの場合 100 ボルトアンペアまでごとに	8 円 59 銭
総容量が 500 ボルトアンペアをこえ１キロボルトアンペアまでの場合	85 円 90 銭
総容量が１キロボルトアンペアをこえ３キロボルトアンペアまでの場合１キロボルトアンペアまでごとに	85 円 90 銭

(ﾛ) 電灯臨時接続送電サービス

a　適　用　範　囲

契約者が電灯または小型機器を使用する需要者に供給する場合で，次のいずれにも該当するときに適用いたします。

(a) 使用する電灯または小型機器について19（接続送電サービス）(3)

イ(ﾛ) a (a)を適用した場合の値が原則として50キロワット未満であること。

(b) 電灯臨時定額接続送電サービスを適用できないこと。

b　供給電気方式および供給電圧

供給電気方式および供給電圧は，交流単相２線式標準電圧100ボルトまたは交流単相３線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトといたします。ただし，技術上やむをえない場合には，交流単相２線式標準電圧200ボルトまたは交流３相３線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

c　臨時接続送電サービス料金

臨時接続送電サービス料金は，基本料金および電力量料金の合計といたします。ただし，電力量料金は，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表５（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表５（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

(a) 基　本　料　金

基本料金は，１月につき19（接続送電サービス）(3)イ(ﾛ) d (a)において適用される該当基本料金率の10パーセントを割増ししたものを適用いたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。

(b) 電 力 量 料 金

電力量料金は，その１月の接続供給電力量によって算定することとし，19（接続送電サービス）(3)イ(ﾛ) d (b)において適用される該当電力量料金率の10パーセントを割増ししたものを適用いたします。

(ハ) 動力臨時定額接続送電サービス

a　適　用　範　囲

契約者が動力を使用する需要者に供給する場合で,臨時接続送電サービス契約電力が５キロワット以下であるときに適用いたします。

b　供給電気方式および供給電圧

供給電気方式および供給電圧は，交流３相３線式標準電圧200ボルトといたします。ただし，技術上やむをえない場合には，交流単相２線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相３線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとすることがあります。

c　臨時接続送電サービス料金

臨時接続送電サービス料金は，次のとおりといたします。ただし，臨時接続送電サービス契約電力が0.5キロワットの場合の臨時接続送電サービス料金は,臨時接続送電サービス契約電力が１キロワットの場合の該当料金の半額といたします。

また，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表５(離島ユニバーサルサービス調整)(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし,別表５(離島ユニバーサルサービス調整)(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表５（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

臨時接続送電サービス契約電力１キロワット１日につき	109 円 74 銭

d　そ　　の　　他

当社が適当と認める場合には,動力臨時接続送電サービスを適用することがあります。

(ニ) 動力臨時接続送電サービス

a　適　用　範　囲

契約者が動力を使用する需要者に供給する場合で，臨時接続送電サービス契約電力が原則として５キロワットをこえ，50キロワット未満であるときに適用いたします。

b　供給電気方式および供給電圧

供給電気方式および供給電圧は，交流３相３線式標準電圧200ボルトといたします。ただし，技術上やむをえない場合には，交流単相２線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相３線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとすることがあります。

c　臨時接続送電サービス料金

臨時接続送電サービス料金は，基本料金および電力量料金の合計といたします。ただし，電力量料金は，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表５（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表５（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

(a) 基　本　料　金

基本料金は，１月につき19（接続送電サービス）(3)イ(ホ) c (a) ii において適用される該当基本料金率の20パーセントを割増ししたものを適用いたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。

(b) 電 力 量 料 金

電力量料金は，その１月の接続供給電力量によって算定することと

し，19（接続送電サービス）(3)イ(ホ) c (b)において適用される該当電力量料金率の20パーセントを割増ししたものを適用いたします。

ロ　高圧で供給する場合

臨時接続送電サービスの種別は，高圧臨時接続送電サービスといたします。

(イ) 適　用　範　囲

臨時接続送電サービス契約電力（分割接続供給の場合は，１供給地点につき，１臨時接続送電サービスを適用したときの臨時接続送電サービス契約電力といたします。）が原則として50キロワット以上であり，かつ，2,000キロワット未満である場合に適用いたします。

(ロ) 供給電気方式および供給電圧

供給電気方式および供給電圧は，交流３相３線式標準電圧6,000ボルトといたします。

(ハ) 臨時接続送電サービス料金

臨時接続送電サービス料金は，基本料金および電力量料金の合計といたします。ただし，基本料金は，ニによって力率割引または割増しをする場合は，力率割引または割増しをしたものといたします。また，電力量料金は，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表５（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表５（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

a　基　本　料　金

基本料金は，１月につき19（接続送電サービス）(3)ロ(イ) c (a)において適用される該当基本料金率の20パーセントを割増ししたものを適

用いたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。また，当社が分割接続供給を行なう供給地点において，33（料金の算定）⑿にもとづき料金の調整を行なうために算定する，１供給地点につき，１臨時接続送電サービスを適用した場合の臨時接続送電サービスの基本料金は，双方の契約者に係る臨時接続送電サービスをまったく利用しないときに限り，半額といたします。

b　電 力 量 料 金

電力量料金は，その１月の接続供給電力量によって算定することとし，19（接続送電サービス）(3)ロ(ｲ) c (b)において適用される該当電力量料金率の20パーセントを割増ししたものを適用いたします。

ハ　特別高圧で供給する場合

臨時接続送電サービスの種別は，特別高圧臨時接続送電サービスといたします。

(ｲ) 適　用　範　囲

臨時接続送電サービス契約電力（分割接続供給の場合は，１供給地点につき，１臨時接続送電サービスを適用したときの臨時接続送電サービス契約電力といたします。）が原則として2,000キロワット以上である場合に適用いたします。

(ﾛ) 供給電気方式および供給電圧

供給電気方式は，交流３相３線式とし，供給電圧は，標準電圧20,000ボルトまたは60,000ボルトといたします。

(ﾊ) 臨時接続送電サービス料金

臨時接続送電サービス料金は，基本料金および電力量料金の合計といたします。ただし，基本料金は，ニによって力率割引または割増しをする場合は，力率割引または割増しをしたものといたします。また，電力量料金は，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表５（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ヘによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引

いたものとし，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表５（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

a　基　本　料　金

基本料金は，１月につき19（接続送電サービス）(3)ハ(ｲ) c (a)において適用される該当基本料金率の20パーセントを割増ししたものを適用いたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。また，当社が分割接続供給を行なう供給地点において，33（料金の算定）⒀にもとづき料金の調整を行なうために算定する，１供給地点につき，１臨時接続送電サービスを適用した場合の臨時接続送電サービスの基本料金は，双方の契約者に係る臨時接続送電サービスをまったく利用しないときに限り，半額といたします。

b　電 力 量 料 金

電力量料金は，その１月の接続供給電力量によって算定することとし，19（接続送電サービス）(3)ハ(ｲ) c (b)において適用される該当電力量料金率の20パーセントを割増ししたものを適用いたします。

ニ　力率割引および割増し

高圧または特別高圧で供給する場合の力率割引および割増しは，19（接続送電サービス）(3)ニに準じて適用いたします。

ホ　そ　　の　　他

臨時接続送電サービス料金の計算における合計金額の単位は，１円とし，その端数は，切り捨てます。

(4) そ　　の　　他

イ　当社は，原則として供給設備を常置いたしません。

ロ　契約使用期間満了後さらに継続して臨時接続送電サービスを利用することを希望される場合で，契約使用期間満了の日の翌日から新たに定める契約使用期間満了の日までが１年未満となるときは，臨時接続送電サービス

を適用いたします。

ハ　その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，19（接続送電サービス）に準ずるものといたします。

ただし，19（接続送電サービス）(4)は，適用いたしません。

21　予備送電サービス

(1) 適　用　範　囲

高圧または特別高圧で受電または供給する場合で,19(接続送電サービス)を利用される契約者または発電契約者が受電地点または供給地点ごとに予備電線路の利用を希望される次の場合に適用いたします。

イ　予備送電サービスＡ

常時利用変電所から常時利用と同位の電圧で利用する場合

ロ　予備送電サービスＢ

常時利用変電所以外の変電所を利用する場合または常時利用変電所から常時利用と異なった電圧（高圧および特別高圧に限ります。）で利用する場合

(2) 予備送電サービス契約電力

予備送電サービス契約電力は，受電地点については当該受電地点における契約受電電力の値，供給地点については当該供給地点における接続送電サービス契約電力の値とし，受電地点および供給地点ごとに定めます。ただし，契約者または発電契約者に特別の事情がある場合で，契約者または発電契約者が契約受電電力または接続送電サービス契約電力の値と異なる予備送電サービス契約電力を希望されるときの予備送電サービス契約電力は，発電場所における発電設備等の出力および負荷の実情ならびに需要場所における１年間を通じての最大の負荷等負荷の実情に応じて，契約者または発電契約者と当社との協議により，受電地点および供給地点ごとに定めます。この場合の予備送電サービス契約電力は，原則として50キロワットを下回らないものといたします。

(3) 予備送電サービス料金

予備送電サービス料金は，供給地点ごとに，予備送電サービスの利用の有無にかかわらず，１月につき次のとおりといたします。

なお，供給地点における予備送電サービスによって使用した電気の電力量は，19（接続送電サービス）によって使用した電気の電力量とみなします。

また，特別高圧で常時利用される供給地点で，高圧で予備送電サービスを利用される場合には，予備送電サービスの供給電圧は，常時利用の電圧と同位の電圧とみなします。この場合，予備送電サービス契約電力および予備送電サービスによって使用した電気の電力量は，予備送電サービス料金および接続送電サービス料金の算定上，常時利用される電圧と同位の電圧にするために修正したものといたします。

イ　予備送電サービスＡ

予備送電サービス契約電力 １キロワットにつき	高圧で供給する場合	124 円 94 銭
	特別高圧で供給する場合	83 円 16 銭

ロ　予備送電サービスＢ

予備送電サービス契約電力 １キロワットにつき	高圧で供給する場合	152 円 06 銭
	特別高圧で供給する場合	107 円 26 銭

(4) 力率割引および割増し

力率割引および割増しはいたしません。ただし，19（接続送電サービス）(3)ニの力率割引および割増しの適用上，供給地点における予備送電サービスによって使用した電気の電力量は，原則として19（接続送電サービス）によって使用した電気の電力量とみなします。

(5) そ　の　他

イ　予備送電サービス料金の計算における合計金額の単位は，１円とし，その端数は，切り捨てます。

ロ　受電地点の予備送電サービスは，他の発電量調整供給契約等と共用する

ことができます。

ハ　契約者または発電契約者が希望される場合は，受電地点または供給地点ごとに予備送電サービスＡと予備送電サービスＢとをあわせて利用することができます。

ニ　当社が分割接続供給を行なう供給地点において，予備電線路の利用を希望される場合は，原則として，それぞれの契約者が適用している接続送電サービスごとに予備送電サービスを適用するものとし，それぞれの契約者に係る予備送電サービスの取扱いは，(1)，(2)，(3)，(4)，(5)イ，(5)ロおよび(5)ハに準ずるものといたします。また，この場合は，33 (料金の算定) ⑭にもとづき料金の調整を行なうために，１供給地点につき，１予備送電サービスを適用したときの予備送電サービス料金をあわせて算定するものとし，当該予備送電サービスの取扱いは，(1)，(2)，(3)，(4)，(5)イ，(5)ロおよび(5)ハに準ずるものといたします。

ホ　その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，接続供給の場合は19（接続送電サービス）に準ずるものといたします。

22　系統連系受電サービス

(1) 適　用　範　囲

当社以外の小売電気事業，特定送配電事業または自己等への電気の供給の用に供するために当社が受電する電気に適用いたします。ただし，当社との特定契約に係る電気には適用いたしません。

(2) 系統連系受電課金対象電力

各月の系統連系受電課金対象電力は，次によって受電地点ごとに，発電バランシンググループごとに定めます。

イ　発電場所が１発電バランシンググループに属している場合

(ｲ) 発電設備等に係る供給地点において電灯定額接続送電サービスが適用されている場合

系統連系受電課金対象電力は，同時最大受電電力といたします。

(ﾛ) (ｲ)以外の場合

系統連系受電課金対象電力は，同時最大受電電力から発電設備等に係る供給地点におけるその１月の接続送電サービス契約電力（発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は，１接続送電サービスを適用したときのその１月の接続送電サービス契約電力といたします。）を差し引いた値といたします。ただし，差し引いた値が零を下回る場合の系統連系受電課金対象電力は，零といたします。

ロ　発電場所が複数の発電バランシンググループに属している場合

(ｲ)　発電設備等に係る供給地点において電灯定額接続送電サービスが適用されている場合

発電バランシンググループごとの系統連系受電課金対象電力は，同時最大受電電力を契約受電電力の比であん分してえた値といたします。

(ﾛ)　(ｲ)以外の場合

発電バランシンググループごとの系統連系受電課金対象電力は，同時最大受電電力を契約受電電力の比であん分してえた値から，発電設備等に係る供給地点のその１月の接続送電サービス契約電力（発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は，１接続送電サービスを適用したときのその１月の接続送電サービス契約電力といたします。）を契約受電電力の比であん分してえた値を差し引いた値といたします。ただし，差し引いた値が零を下回る場合の系統連系受電課金対象電力は，零といたします。

ハ　イおよびロにおいて，系統連系受電課金対象電力の算定上，次のものについても接続送電サービス契約電力１キロワットとみなします。

(ｲ)　臨時接続送電サービス契約電力（発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は，１臨時接続送電サービスを適用したときの臨時接続送電サービス契約電力といたします。）１キロワット

(ﾛ)　電灯標準接続送電サービス，電灯時間帯別接続送電サービス，電灯従量接続送電サービスまたは電灯臨時接続送電サービスにおける契約負荷設備の総容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，各契約負荷設備ごとに別表４〔負荷設備の入力換算容量〕によって換

算するものといたします。ただし，差込口の数と電気機器の数が異なる場合等特別の事情がある場合は，別表７〔契約負荷設備の総容量の算定〕によって総容量を定めます。）1,000ワット

(ﾊ) 電灯臨時定額接続送電サービスにおける契約負荷設備の総容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，各契約負荷設備ごとに別表４〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）1,000ボルトアンペア

(ﾆ) 附則３（揚水発電設備等が設置された需要場所に接続供給を行なう場合の特別措置）の適用を受けている場合の接続供給課金対象電力（揚水発電設備または蓄電池〔以下「揚水発電設備等」といいます。〕に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は，１接続送電サービスまたは１臨時接続送電サービスを適用したときの接続供給課金対象電力といたします。）１キロワット

ただし，(ﾛ)または(ﾊ)によってみなした接続送電サービス契約電力の単位は，最小位までといたします。

(3) 系統連系受電サービス料金

系統連系受電サービス料金は，受電地点ごとに，発電バランシンググループごとに算定された基本料金および電力量料金の合計から系統設備効率化割引額を差し引いたものといたします。

イ 基 本 料 金

基本料金は，１月につき次のとおりといたします。ただし，まったく発電または放電しない場合（他の発電量調整供給契約等と同一計量する場合等は，その１月のすべての発電量調整供給等に係る発電量調整受電電力量等が零であるときに限ります。）の基本料金は，半額といたします。

系統連系受電課金対象電力１キロワットにつき	69 円 95 銭

ロ 電 力 量 料 金

電力量料金は，その１月の発電量調整受電電力量によって算定いたしま

す。

１キロワット時につき	24 銭

ハ　系統設備効率化割引

系統設備効率化割引は，基幹系統設備効率化および送電ロス削減割引（以下「系統設備効率化割引Ａ」といいます。）および特別高圧系統設備効率化割引（以下「系統設備効率化割引Ｂ」といいます。）とし，受電地点ごとに，発電バランシンググループごとに，次により算定いたします。

(ｲ) 適　　用

ａ　系統設備効率化割引Ａ

受電地点について当社が選定した変電所等（以下「連系変電所等」といいます。）が割引対象変電所等（別表２〔系統設備効率化割引の対象変電所等〕(1)に定める割引区分Ａ－１，Ａ－２またはＡ－３に該当する変電所等といたします。）の場合に適用いたします。

なお，連系変電所等は，あらかじめ発電者にお知らせいたします。

ｂ　系統設備効率化割引Ｂ

低圧または高圧で受電する場合で，連系変電所等が割引対象変電所等（別表２〔系統設備効率化割引の対象変電所等〕(1)に定める割引区分Ｂ－１またはＢ－２に該当する変電所等といたします。）のときに適用いたします。

なお，連系変電所等は，あらかじめ発電者にお知らせいたします。

(ﾛ) 系統設備効率化割引単価

系統設備効率化割引単価は，ａの系統設備効率化割引Ａ単価およびｂの系統設備効率化割引Ｂ単価を合計した値といたします。

ａ　系統設備効率化割引Ａ単価

系統設備効率化割引Ａに係る単価とし，１月につき次のとおりといたします。

(a)　受電電圧が標準電圧60,000ボルトをこえる場合

	連系変電所等	単　価
系統連系受電課金対象電力１キロワットにつき	別表２（系統設備効率化割引の対象変電所等）(1)の割引区分Ａ－１の場合	16 円 50 銭
	別表２（系統設備効率化割引の対象変電所等）(1)の割引区分Ａ－２の場合	4 円 26 銭
	別表２（系統設備効率化割引の対象変電所等）(1)の割引区分Ａ－３の場合	2 円 13 銭

(b)　(a)以外の場合

	連系変電所等	単　価
系統連系受電課金対象電力１キロワットにつき	別表２（系統設備効率化割引の対象変電所等）(1)の割引区分Ａ－１の場合	16 円 50 銭
	別表２（系統設備効率化割引の対象変電所等）(1)の割引区分Ａ－２の場合	8 円 51 銭
	別表２（系統設備効率化割引の対象変電所等）(1)の割引区分Ａ－３の場合	4 円 26 銭

b　系統設備効率化割引Ｂ単価

系統設備効率化割引Ｂに係る単価とし，１月につき次のとおりといたします。

	連系変電所等	単　価
系統連系受電課金対象電力１キロワットにつき	別表２（系統設備効率化割引の対象変電所等）(1)の割引区分Ｂ－１の場合	51 円 07 銭
	別表２（系統設備効率化割引の対象変電所等）(1)の割引区分Ｂ－２の場合	26 円 19 銭

(ﾊ)　系統設備効率化割引額

系統設備効率化割引額は，(2)の系統連系受電課金対象電力に(ﾛ)の系

統設備効率化割引単価を乗じてえた金額といたします。ただし，まったく発電または放電しない場合（他の発電量調整供給契約等と同一計量する場合等は，その１月のすべての発電量調整供給等に係る発電量調整受電電力量等が零であるときに限ります。）の系統設備効率化割引額は，半額といたします。

ニ　そ　　の　　他

系統連系受電サービス料金の計算における合計金額の単位は，１円とし，その端数は，切り捨てます。

23　発電量調整受電計画差対応電力

(1) 適　　用

発電バランシンググループにおいて，39（給電指令の実施等）(5)により補給される電気を使用されていないときに適用いたします。

(2) 発電量調整受電計画差対応電力

イ　発電量調整受電計画差対応補給電力

(ｲ) 適　用　範　囲

30分ごとの発電量調整受電電力量が，その30分の発電量調整受電計画電力量を下回る場合に生じた不足電力の補給にあてるための電気に適用いたします。

(ﾛ) 発電量調整受電計画差対応補給電力料金

発電量調整受電計画差対応補給電力料金は，30分ごとの発電量調整受電計画差対応補給電力量に(ﾊ)の発電量調整受電計画差対応補給電力料金単価を適用してえられる金額のその１月の合計といたします。

(ﾊ) 発電量調整受電計画差対応補給電力料金単価

発電量調整受電計画差対応補給電力料金単価は，一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則（以下「託送供給等約款料金算定規則」といいます。）第27条の２にもとづきインバランス料金として算定される金額に消費税等相当額（消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。）を加えた金

額とし，当社が30分ごとに設定するものといたします。

ロ　発電量調整受電計画差対応余剰電力

(ｲ) 適　用　範　囲

30分ごとの発電量調整受電電力量が，その30分の発電量調整受電計画電力量を上回る場合の送電超過分電力について，当社が購入する電気に適用いたします。

(ﾛ) 発電量調整受電計画差対応余剰電力料金

発電量調整受電計画差対応余剰電力料金は，30分ごとの発電量調整受電計画差対応余剰電力量に(ﾊ)の発電量調整受電計画差対応余剰電力料金単価を適用してえられる金額のその１月の合計といたします。

(ﾊ) 発電量調整受電計画差対応余剰電力料金単価

発電量調整受電計画差対応余剰電力料金単価は，託送供給等約款料金算定規則第27条の２にもとづきインバランス料金として算定される金額に消費税等相当額を加えた金額とし，当社が30分ごとに設定するものといたします。

24　接続対象計画差対応電力

(1) 適　　用

39(給電指令の実施等)(4)により補給される電気を使用されていないときに適用いたします。

(2) 接続対象計画差対応電力

イ　接続対象計画差対応補給電力

(ｲ) 適　用　範　囲

30分ごとの接続対象電力量が，その30分の接続対象計画電力量を上回る場合に生じた不足電力の補給にあてるための電気に適用いたします。

(ﾛ) 接続対象計画差対応補給電力料金

接続対象計画差対応補給電力料金は，30分ごとの接続対象計画差対応補給電力量に(ﾊ)の接続対象計画差対応補給電力料金単価を適用してえられる金額のその１月の合計といたします。

(ﾊ) 接続対象計画差対応補給電力料金単価

接続対象計画差対応補給電力料金単価は，託送供給等約款料金算定規則第27条の２にもとづきインバランス料金として算定される金額に消費税等相当額を加えた金額とし，当社が30分ごとに設定するものといたします。

ﾛ　接続対象計画差対応余剰電力

(ｲ) 適　用　範　囲

30分ごとの接続対象電力量が，その30分の接続対象計画電力量を下回る場合の送電超過分電力について，当社が購入する電気に適用いたします。

(ﾛ) 接続対象計画差対応余剰電力料金

接続対象計画差対応余剰電力料金は，30分ごとの接続対象計画差対応余剰電力量に(ﾊ)の接続対象計画差対応余剰電力料金単価を適用してえられる金額のその１月の合計といたします。

(ﾊ) 接続対象計画差対応余剰電力料金単価

接続対象計画差対応余剰電力料金単価は，託送供給等約款料金算定規則第27条の２にもとづきインバランス料金として算定される金額に消費税等相当額を加えた金額とし，当社が30分ごとに設定するものといたします。

25　需要抑制量調整受電計画差対応電力

(1) 適　　用

需要抑制バランシンググループに適用いたします。

(2) 需要抑制量調整受電計画差対応電力

イ　需要抑制量調整受電計画差対応補給電力

(ｲ) 適　用　範　囲

30分ごとの需要抑制量調整受電電力量が，その30分の需要抑制量調整受電計画電力量を下回る場合に生じた不足電力の補給にあてるための電気に適用いたします。

(ﾛ) 需要抑制量調整受電計画差対応補給電力料金

需要抑制量調整受電計画差対応補給電力料金は，30分ごとの需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量に(ﾊ)の需要抑制量調整受電計画差対応補給電力料金単価を適用してえられる金額のその１月の合計といたします。

(ﾊ) 需要抑制量調整受電計画差対応補給電力料金単価

需要抑制量調整受電計画差対応補給電力料金単価は，託送供給等約款料金算定規則第27条の２にもとづきインバランス料金として算定される金額に消費税等相当額を加えた金額とし，当社が30分ごとに設定するものといたします。

ロ　需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力

(ｲ) 適　用　範　囲

30分ごとの需要抑制量調整受電電力量が，その30分の需要抑制量調整受電計画電力量を上回る場合の抑制超過分電力について，当社が購入する電気に適用いたします。

(ﾛ) 需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力料金

需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力料金は，30分ごとの需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量に(ﾊ)の需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力料金単価を適用してえられる金額のその１月の合計といたします。

(ﾊ) 需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力料金単価

需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力料金単価は，託送供給等約款料金算定規則第27条の２にもとづきインバランス料金として算定される金額に消費税等相当額を加えた金額とし，当社が30分ごとに設定するものといたします。

26　給電指令時補給電力

(1) 契約者に係る給電指令時補給電力料金

イ　適　用　範　囲

39(給電指令の実施等)(4)により補給される電気を使用されているときに適用いたします。

ロ　給電指令時補給電力料金

給電指令時補給電力料金は，ハに定める30分ごとの給電指令時補給電力量にニの給電指令時補給電力料金単価を適用してえられる金額のその１月の合計といたします。

ハ　給電指令時補給電力量

給電指令時補給電力量は，給電指令等の間，31（電力および電力量の算定）(22)により30分ごとに算定された値といたします。

ニ　給電指令時補給電力料金単価

給電指令時補給電力料金単価は，託送供給等約款料金算定規則第27条の２にもとづきインバランス料金として算定される金額に消費税等相当額を加えた金額とし，当社が30分ごとに設定するものといたします。

(2) 発電契約者に係る給電指令時補給電力料金

イ　適　用　範　囲

39（給電指令の実施等）(5)により補給される電気を使用されているときに，補給される電気を使用する発電バランシンググループに適用いたします。

ロ　給電指令時補給電力料金

給電指令時補給電力料金は，ハに定める30分ごとの給電指令時補給電力量にニの給電指令時補給電力料金単価を適用してえられる金額のその１月の合計といたします。

ハ　給電指令時補給電力量

給電指令時補給電力量は，給電指令等の間，31（電力および電力量の算定）(20)により30分ごとに算定された値といたします。

ニ　給電指令時補給電力料金単価

給電指令時補給電力料金単価は，託送供給等約款料金算定規則第27条の２にもとづきインバランス料金として算定される金額に消費税等相当額を加えた金額とし，当社が30分ごとに設定するものといたします。ただし，39

（給電指令の実施等）(2)ニの場合で，当社の電力系統における電気の潮流が系統安定度等にもとづき算定される運用可能な容量を超過し，または超過するおそれがある場合に出力の抑制を実施することを前提として連系を行なった発電設備等（以下「ノンファーム電源」といいます。）に対して出力の抑制を実施したときは，39（給電指令の実施等）(5)により補給される電気を使用されているときの翌日取引を行なうための卸電力取引市場における30分ごとの売買取引の価格（売買取引に係る電力の受渡しが連系設備の送電容量等による制限を受けないものとして売買取引を行なうもの。）に消費税等相当額を加えた金額とし，当社が30分ごとに設定するものといたします。また，当社が指定する要件を有する発電設備等またはノンファーム電源以外の発電設備等（以下「ファーム電源」といいます。）であって別途当社と給電指令時補給電力料金に関する契約を締結する設備については，当該契約によるものといたします。

Ⅳ　料金の算定および支払い

27　料金の適用開始の時期

接続供給に係る料金は，当社所定の様式に記載された接続供給の開始日から適用し，発電量調整供給に係る料金は，当社所定の様式に記載された発電量調整供給の開始日から適用し，需要抑制量調整供給に係る料金は，当社所定の様式に記載された需要抑制量調整供給の開始日から適用いたします。ただし，接続供給，発電量調整供給もしくは需要抑制量調整供給の準備着手前に接続供給，発電量調整供給もしくは需要抑制量調整供給の開始延期の申入れがあった場合または契約者，発電契約者，需要抑制契約者，発電者もしくは需要者のいずれの責めともならない理由によって接続供給，発電量調整供給もしくは需要抑制量調整供給が開始されない場合は，あらためて契約者，発電契約者または需要抑制契約者と当社との協議によって定められた接続供給，発電量調整供給または需要抑制量調整供給の開始日から適用いたします。

28　検　　針　　日

検針日は，次により，実際に検針を行なった日または検針を行なったものとされる日といたします。

(1) 検針は，受電地点または供給地点ごとに当社があらかじめお知らせした日（当社が受電地点または供給地点の属する検針区域に応じて定めた毎月一定の日〔以下「検針の基準となる日」といいます。〕および休日等を考慮して定めます。）に，各月ごとに行ないます。

なお，高圧または特別高圧で受電もしくは供給する場合の検針日は，当社が検針日を定める場合を除き，実際に検針を行なった日にかかわらず，毎月１日といたします。

また，受電地点または供給地点が同一の発電場所または需要場所にある場合は，受電地点における検針日と供給地点における検針日は，原則として同一の日といたします。

(2) 発電者または需要者が不在等のため検針できなかった場合は，検針に伺っ

た日に検針を行なったものといたします。

(3) 当社は，やむをえない事情のある場合には，(1)にかかわらず，当社があらかじめお知らせした日以外の日に検針を行なうことがあります。

(4) 当社は，次の場合には，(1)にかかわらず，各月ごとに検針を行なわないことがあります。

なお，当社は，ロの場合は，非常変災等の場合を除き，あらかじめ契約者または発電契約者の承諾をえるものといたします。

イ　契約者または発電契約者が受電地点または供給地点を新たに設定した日から，その直後の受電地点または供給地点の属する検針区域の検針日までの期間が短い場合

ロ　その他特別の事情がある場合

(5) (3)の場合で，検針を行なったときは，当社があらかじめお知らせした日に検針を行なったものといたします。

(6) (4)イの場合で，検針を行なわなかったときは，契約者または発電契約者が受電地点または供給地点を新たに設定した日の直後の受電地点または供給地点の属する検針区域の検針日に検針を行なったものといたします。

(7) (4)ロの場合で，検針を行なわなかったときは，検針を行なわない月については，当社があらかじめお知らせした日に検針を行なったものといたします。

29　料金の算定期間

(1) 送電サービス料金の算定期間は，次によります。

イ　前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間（以下「供給側検針期間」といいます。）といたします。ただし，契約者が供給地点を新たに設定し，または供給地点を消滅させる場合の料金の算定期間は，その供給地点を新たに設定した日から直後の検針日の前日までの期間または直前の検針日から消滅日の前日までの期間といたします。

ロ　当社があらかじめ契約者に計量日（接続供給の場合，電力量または最大需要電力等が記録型計量器に記録される日をいいます。）をお知らせした場合は，イにかかわらず，前月の計量日から当月の計量日の前日までの期

間（以下「供給側計量期間」といいます。）といたします。ただし，契約者が供給地点を新たに設定し，または供給地点を消滅させる場合の料金の算定期間は，その供給地点を新たに設定した日から直後の計量日の前日までの期間または直前の計量日から消滅日の前日までの期間といたします。

ハ　定額接続送電サービスの料金または31（電力および電力量の算定）(27)の場合の送電サービス料金の算定期間は，イに準ずるものといたします。この場合，イにいう検針日は，その供給地点の属する検針区域の検針日といたします。ただし，電灯臨時定額接続送電サービスおよび動力臨時定額接続送電サービスの料金の算定期間は，その供給地点を新たに設定した日から翌月の応当日の前日までの期間，または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とすることがあります。

(2) 系統連系受電サービス料金の算定期間は，次によります。

イ　前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間（以下「受電側検針期間」といいます。）といたします。ただし，発電契約者が受電地点を新たに設定し，または受電地点を消滅させる場合の料金の算定期間は，その受電地点を新たに設定した日から直後の検針日の前日までの期間または直前の検針日から消滅日の前日までの期間といたします。

ロ　当社があらかじめ発電契約者および発電者に計量日（発電量調整供給の場合，電力量または最大連系電力等が記録型計量器に記録される日をいいます。）をお知らせした場合は，イにかかわらず，前月の計量日から当月の計量日の前日までの期間（以下「受電側計量期間」といいます。）といたします。ただし，発電契約者が受電地点を新たに設定し，または受電地点を消滅させる場合の料金の算定期間は，その受電地点を新たに設定した日から直後の計量日の前日までの期間または直前の計量日から消滅日の前日までの期間といたします。

(3) 発電量調整受電計画差対応補給電力料金，発電量調整受電計画差対応余剰電力料金，接続対象計画差対応補給電力料金，接続対象計画差対応余剰電力料金，需要抑制量調整受電計画差対応補給電力料金，需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力料金および給電指令時補給電力料金の算定期間は，毎月１

日から当該月末日までの期間といたします。ただし，接続供給，発電量調整供給もしくは需要抑制量調整供給を開始し，または接続供給契約，発電量調整供給契約もしくは需要抑制量調整供給契約が消滅した場合の料金の算定期間は，開始日から開始日の属する月の末日までの期間または契約が消滅した日の属する月の１日から消滅日の前日までの期間（ただし，特別の事情がある場合は，契約が消滅した日の属する月の１日から消滅日までの期間といたします。）といたします。

30 計　　量

(1) 当社は，発電量調整受電電力量および最大連系電力等は，原則として，受電地点ごとに取り付けた記録型計量器により受電電圧と同位の電圧で，接続供給電力量および最大需要電力等は，原則として，供給地点ごとに取り付けた記録型計量器により供給電圧と同位の電圧で,30分単位で計量いたします。

また,受電地点において他の発電量調整供給契約等と同一計量する場合は,30分ごとに，受電地点において計量された電力量を原則として38（託送供給等の実施）によりあらかじめ定められたその30分に対する電力量の計画値および仕訳に係る順位にもとづいて仕訳いたします。ただし，発電契約者から発電場所において発電契約者等の負担により，発電契約者等で取り付けた計量器により計量された発電設備等ごとの電力量にもとづく仕訳の申出がある場合で，当社が適当と認めるときは，30分ごとに，受電地点において計量された電力量を当該受電地点における発電設備等ごとの計量器により計量された電力量にもとづいて仕訳することがあります。この場合，仕訳に必要となる発電設備等ごとの電力量は，契約者または発電契約者から当社に通知していただきます。なお，30分ごとに，受電地点において計量された電力量の仕訳を行なう場合は，31（電力および電力量の算定）の電力および電力量の算定上，仕訳後の電力量を受電地点で計量された電力量とみなします。

(2) 受電地点または供給地点ごとの計量の結果は，各月ごとにすみやかに契約者または発電契約者および発電者にお知らせいたします。

なお，発電者への受電地点の計量の結果のお知らせは，発電契約者を通じ

て行ないます。

(3) 技術上，経済上やむをえない場合等特別の事情がある場合は，計量器を取り付けないことがあります。

31　電力および電力量の算定

(1) 発電量調整受電電力

発電量調整受電電力は，発電量調整供給の場合で，受電地点で計量された電力量の値を２倍した値とし，受電地点ごとに，30分ごとに，算定いたします。

(2) 発電量調整受電電力量

発電量調整受電電力量は，次のとおりといたします。

イ　発電量調整供給に係る発電設備等が調整電源に該当する場合，受電地点ごとに，30分ごとに，受電地点で計量された電力量といたします。

ロ　発電量調整供給に係る発電設備等が調整電源に該当しない場合，30分ごとに，受電地点で計量された電力量（受電地点が複数ある場合はその合計といたします。）といたします。

ハ　系統連系受電サービスに係る発電量調整受電電力量は，受電地点ごとに，30分ごとに，受電地点で計量された電力量といたします。

また，料金の算定期間の発電量調整受電電力量は，30分ごとの発電量調整受電電力量を，受電地点ごとに，料金の算定期間（ただし，発電契約者が受電地点を消滅させる場合で，特別の事情があるときは，直前の検針日から消滅日までの期間といたします。）において合計した値といたします。

(3) 発電量調整受電計画電力

発電量調整受電計画電力は，(4)の発電量調整受電計画電力量の値を２倍した値とし，30分ごとに算定いたします。

(4) 発電量調整受電計画電力量

発電量調整受電計画電力量は，次のとおりといたします。

イ　発電量調整供給に係る発電設備等が調整電源に該当する場合，受電地点ごとに当社が発電契約者から受電する電気の30分ごとの電力量の計画値で，

発電契約者があらかじめ電力広域的運営推進機関を通じて当社に通知する発電計画といたします。ただし，別表11（発電計画・調達計画・販売計画）に定める当日計画の発電計画と調達計画の合計値が30分ごとに販売計画の値と一致しない等の場合は，別表８（発電量調整受電計画電力量，接続対象計画電力量および需要抑制量調整受電計画電力量に関する取扱い）(1)のとおりといたします。

ロ　発電量調整供給に係る発電設備等が調整電源に該当しない場合，受電地点において当社が発電契約者から受電する電気の30分ごとの電力量の計画値（受電地点が複数ある場合はその合計といたします。）で，発電契約者があらかじめ電力広域的運営推進機関を通じて当社に通知する発電計画といたします。ただし，別表11（発電計画・調達計画・販売計画）に定める当日計画の発電計画と調達計画の合計値が30分ごとに販売計画の値と一致しない等の場合は，別表８（発電量調整受電計画電力量，接続対象計画電力量および需要抑制量調整受電計画電力量に関する取扱い）(1)のとおりといたします。

(5) 接続受電電力

接続受電電力は，接続供給の場合で，(6)の接続受電電力量の値を２倍した値とし，30分ごとに算定いたします。

(6) 接続受電電力量

接続受電電力量は，30分ごとの⑿の接続対象計画電力量といたします。

(7) 接続供給電力

接続供給電力は，(8)の接続供給電力量の値を２倍した値とし，供給地点ごとに，30分ごとに，算定いたします。

(8) 接続供給電力量

接続供給電力量は，供給地点ごとに，30分ごとに，供給地点で計量された電力量といたします。ただし，特別高圧で常時利用される供給地点で，高圧で予備送電サービスを利用される場合には，予備送電サービスに係る接続供給電力量は，供給地点で計量された電力量を常時利用される電圧と同位の電圧にするために修正したものといたします。

また，料金の算定期間の接続供給電力量は，30分ごとの接続供給電力量を，供給地点ごとに，料金の算定期間（ただし，契約者が供給地点を消滅させる場合で，特別の事情があるときは，直前の検針日から消滅日までの期間といたします。）において合計した値といたします。

なお，時間帯別接続送電サービスを適用する場合の料金の算定期間の時間帯別の接続供給電力量は，時間帯ごとに，30分ごとの接続供給電力量を，供給地点ごとに，料金の算定期間（ただし，契約者が供給地点を消滅させる場合で，特別の事情があるときは，直前の検針日から消滅日までの期間といたします。）において合計した値といたします。ただし，19（接続送電サービス）(3)イ(ハ)および(ヘ)の場合におけるその１月の夜間時間帯の接続供給電力量は，その１月の接続供給電力量からその１月の昼間時間帯の接続供給電力量を差し引いた値といたします。

(9) 接続対象電力

接続対象電力は，(10)の接続対象電力量の値を２倍した値とし，30分ごとに算定いたします。

(10) 接続対象電力量

接続対象電力量は，30分ごとに，イまたはロによって算定された値（供給地点が複数ある場合はその合計といたします。）といたします。

イ　需要場所が需要抑制バランシンググループに属さない場合または需要場所が需要抑制バランシンググループに属する場合で需要抑制契約者があらかじめ通知した(16)の需要抑制量調整受電計画電力量が零となるときは，次の式により算定された値といたします。

$$\text{接続供給電力量} \times \frac{1}{1-\text{損失率（32〔損失率〕に定める損失率といたします。）}}$$

ロ　需要抑制契約者があらかじめ通知した(16)の需要抑制量調整受電計画電力量が零をこえる場合は，あらかじめ定めた(イ)または(ロ)により算定された値といたします。

(ｲ) 需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量および需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量の算定方法として，⑭イを適用している場合は，次のａまたはｂによって算定された値

ａ　１ベースラインに係る需要場所を単一とする場合

(a) 当該需要場所に係る供給地点で計量された接続供給電力量を損失率で修正した値が，ベースラインを上回るとき。

$$\left(\text{接続供給電力量} \times \frac{1}{1 - \text{損失率（32〔損失率〕に定める損失率といたします。）}} \right) - \text{需要抑制量調整受電計画電力量}$$

(b) 当該需要場所に係る供給地点で計量された接続供給電力量を損失率で修正した値が，ベースラインと一致またはベースラインを下回り，かつ，ベースラインから需要抑制量調整受電計画電力量を差し引いた値と一致または需要抑制量調整受電計画電力量を差し引いた値を上回るとき。

$$\text{ベースライン} - \text{需要抑制量調整受電計画電力量}$$

(c) 当該需要場所に係る供給地点で計量された接続供給電力量を損失率で修正した値が，ベースラインから需要抑制量調整受電計画電力量を差し引いた値を下回るとき。

$$\text{接続供給電力量} \times \frac{1}{1 - \text{損失率（32〔損失率〕に定める損失率といたします。）}}$$

ｂ　１ベースラインに係る需要場所を複数とする場合

(a) 当該需要場所に係る供給地点で計量された接続供給電力量を損失率で修正した値の合計値が，ベースラインを上回るとき。

当該需要場所に係る(d)によって算定された値の合計値　－　需要抑制量調整受電計画電力量

(b)　当該需要場所に係る供給地点で計量された接続供給電力量を損失率で修正した値の合計値が，ベースラインと一致またはベースラインを下回り，かつ，ベースラインから需要抑制量調整受電計画電力量を差し引いた値と一致またはベースラインから需要抑制量調整受電計画電力量を差し引いた値を上回るとき。

ベースライン　－　需要抑制量調整受電計画電力量

(c)　当該需要場所に係る供給地点で計量された接続供給電力量を損失率で修正した値の合計値が，ベースラインから需要抑制量調整受電計画電力量を差し引いた値を下回るとき。

当該需要場所に係る(d)によって算定された値の合計値

(d)　(a)および(c)にいう(d)によって算定された値とは，次の式により算定された値といたします。

$$\text{接続供給電力量} \times \frac{1}{1-\text{損失率（32〔損失率〕に定める損失率といたします。）}}$$

(ﾛ)　需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量および需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量の算定方法として，(14)ロを適用している場合は，次の式によって算定された値

ベースライン　－　需要抑制量調整受電計画電力量

(11)　接続対象計画電力

接続対象計画電力は，(12)の接続対象計画電力量の値を２倍した値とし，30分ごとに算定いたします。

(12)　接続対象計画電力量

接続対象計画電力量は，30分ごとの接続対象電力量の計画値（供給地点が複数ある場合はその合計といたします。）で，契約者があらかじめ電力広域的運営推進機関を通じて当社に通知する需要想定値といたします。ただし，別表10（需要計画・調達計画・販売計画）に定める当日計画の需要想定値に対する取引計画（調達計画から販売計画を差し引いたものといたします。）が30分ごとに需要想定値と一致しない等の場合は，別表８（発電量調整受電計画電力量，接続対象計画電力量および需要抑制量調整受電計画電力量に関する取扱い）(2)のとおりといたします。

⑿ 需要抑制量調整受電電力

需要抑制量調整受電電力は，⒁の需要抑制量調整受電電力量の値を２倍した値とし，30分ごとに算定いたします。

⒁ 需要抑制量調整受電電力量

需要抑制量調整受電電力量は，当社が需要抑制契約者から受電する30分ごとの電力量で，需要場所ごとに，あらかじめ定めたイまたはロによって算定された値といたします。

イ　需要抑制量調整受電計画電力量を上限として，需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量および需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量を算定する場合は，次の式によって算定された値

(ｲ) 当該需要場所に係る供給地点で計量された接続供給電力量を損失率で修正した値（１ベースラインに係る需要場所を複数とする場合は，当該需要場所に係る供給地点で計量された接続供給電力量を損失率で修正した値の合計値といたします。）が，ベースラインを上回る場合

需要抑制量調整受電電力量　＝　0

(ﾛ) 当該需要場所に係る供給地点で計量された接続供給電力量を損失率で修正した値（１ベースラインに係る需要場所を複数とする場合は，当該需要場所に係る供給地点で計量された接続供給電力量を損失率で修正した値の合計値といたします。）がベースラインと一致またはベースラインを下回り，かつ，ベースラインから需要抑制量調整受電計画電力量を

差し引いた値と一致またはベースラインから需要抑制量調整受電計画電力量を差し引いた値を上回る場合

需要抑制量調整受電電力量

$$= \text{ベースライン} - \left(\text{接続供給電力量} \times \frac{1}{1 - \text{損失率（32〔損失率〕に定める損失率といたします。）}} \right)$$

(ハ) 当該需要場所に係る供給地点で計量された接続供給電力量を損失率で修正した値（１ベースラインに係る需要場所を複数とする場合は，当該需要場所に係る供給地点で計量された接続供給電力量を損失率で修正した値の合計値といたします。）が，ベースラインから需要抑制量調整受電計画電力量を差し引いた値を下回る場合

需要抑制量調整受電電力量　＝　需要抑制量調整受電計画電力量

ロ　イ以外の場合は，次の式によって算定された値（１ベースラインに係る需要場所を複数とする場合，ベースラインから差し引く値は，当該需要場所に係る供給地点で計量された接続供給電力量を損失率で修正した値の合計値といたします。）

需要抑制量調整受電電力量

$$= \text{ベースライン} - \left(\text{接続供給電力量} \times \frac{1}{1 - \text{損失率（32〔損失率〕に定める損失率といたします。）}} \right)$$

ただし，上式の値が負となる場合，需要抑制量調整受電電力量は零といたします。

(15) 需要抑制量調整受電計画電力

需要抑制量調整受電計画電力は，(16)の需要抑制量調整受電計画電力量の値を２倍した値とし，30分ごとに算定いたします。

(16) 需要抑制量調整受電計画電力量

需要抑制量調整受電計画電力量は，当社が需要抑制契約者から受電する電

気の30分ごとの電力量の計画値で，需要場所ごとに，需要抑制契約者があらかじめ電力広域的運営推進機関を通じて当社に通知する需要抑制計画値といたします。ただし，１ベースラインに係る需要場所を複数とする場合は，当該ベースラインにもとづく需要抑制量調整受電計画電力量といたします。また，別表12（需要抑制計画・調達計画・販売計画・ベースライン）に定める当日計画の調達計画が30分ごとに販売計画の値と一致しない等の場合は，別表８（発電量調整受電計画電力量，接続対象計画電力量および需要抑制量調整受電計画電力量に関する取扱い）(3)のとおりといたします。

⑰ ベースライン

ベースラインは，需要抑制量調整供給に係る需要抑制を行なわない場合の需要場所に係る供給地点で計量される接続供給電力量を損失率で修正した電力量の計画値で，需要場所ごと（15〔供給および契約の単位〕(1)イまたはロの場合は１接続送電サービスまたは１臨時接続送電サービスごとといたします。）に，需要抑制契約者があらかじめ電力広域的運営推進機関を通じて当社に通知するものといたします。ただし，需要抑制契約者が１ベースラインに係る需要場所を複数とする場合は，当該複数の需要場所に対して１ベースラインといたします。

⑱ 最大連系電力等

最大連系電力等は，次のとおりといたします。

イ　低圧で受電する場合

発電量調整受電電力の最大値といたします。

ロ　高圧または特別高圧で受電する場合

30分ごとの連系電力の最大値であって，記録型計量器により計量される値といたします。

⑲ 最大需要電力等

最大需要電力等は，次のとおりといたします。

イ　低圧で供給する場合

接続供給電力の最大値といたします。

ロ　高圧または特別高圧で供給する場合

30分ごとの需要電力の最大値であって，記録型計量器により計量される値といたします。

なお，当社が分割接続供給を行なう供給地点における，それぞれの契約者に係る最大需要電力等は，次のとおりといたします。

(ｲ) 15（供給および契約の単位）(2)イ(ｲ)により当社が分割接続供給を行なう場合

非需要追随供給者に係る最大需要電力等および需要追随供給者に係る最大需要電力等は，それぞれの契約者に係る接続供給電力の最大値等といたします。

(ﾛ) 15（供給および契約の単位）(2)イ(ﾛ)により当社が分割接続供給を行なう場合

a　当該供給地点における最大需要電力等が非需要追随供給者に係る接続送電サービス契約電力または臨時接続送電サービス契約電力と一致または上回る場合

非需要追随供給者に係る最大需要電力等は，当該契約者に係る接続送電サービス契約電力または臨時接続送電サービス契約電力とし，需要追随供給者に係る最大需要電力等は，当該供給地点における最大需要電力等から，非需要追随供給者に係る接続送電サービス契約電力または臨時接続送電サービス契約電力を差し引いた値といたします。

b　当該供給地点における最大需要電力等が非需要追随供給者に係る接続送電サービス契約電力または臨時接続送電サービス契約電力を下回る場合

非需要追随供給者に係る最大需要電力等は，当該供給地点における最大需要電力等とし，需要追随供給者に係る最大需要電力等は，零といたします。

(ﾊ) 15（供給および契約の単位）(2)ロにより当社が分割接続供給を行なう場合

それぞれの契約者に係る最大需要電力等は，それぞれの契約者に係る接続供給電力の最大値等といたします。

⑳ 発電量調整受電計画差対応補給電力量

発電量調整受電計画差対応補給電力量は，発電バランシンググループごとにイまたはロによって算定された値の合計といたします。

イ　発電量調整供給に係る発電設備等が調整電源に該当する場合で，(2)イにより計量された30分ごとの発電量調整受電電力量が(4)イにより通知されたその30分における発電量調整受電計画電力量を下回るときに，30分ごとに，次の式により算定された値といたします。ただし，発電量調整受電計画差対応補給電力量の算定上，調整電源の故障等が発生した場合を除き，(2)イにかかわらず，その30分ごとの発電量調整受電計画電力量をその30分ごとの発電量調整受電電力量とみなします。

発電量調整受電計画差対応補給電力量 ＝ 発電量調整受電計画電力量 － 発電量調整受電電力量

ロ　発電量調整供給に係る発電設備等が調整電源に該当しない場合は，次の(ｲ)，(ﾛ)および(ﾊ)によって算定された値といたします。

(ｲ) (2)ロにより計量された30分ごとの発電量調整受電電力量が(4)ロにより通知されたその30分における発電量調整受電計画電力量を下回る場合に，30分ごとに，次の式により算定された値といたします。

発電量調整受電計画差対応補給電力量 ＝ 発電量調整受電計画電力量 － 発電量調整受電電力量

(ﾛ) 次の場合で，給電指令時補給を行なったときは，発電量調整受電計画差対応補給電力量の算定上，(2)ロにかかわらず，当該発電設備等の30分ごとの発電量調整受電計画電力量を当該受電地点における30分ごとの発電量調整受電電力量とみなします。この場合，当該発電設備等の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量の算定上，当該受電地点のみによる発電バランシンググループが設定されているとみなし，その発電量調整受電計画差対応補給電力量は，30分ごとに，次の式により算定された値といたします。

発電量調整受電計画差対応補給電力量 ＝ 発電量調整受電計画電力量 － 発電量調整受電電力量

a　当社が指定する要件を有する発電設備等であって別途当社と給電指令時補給電力料金に関する契約を締結する設備に対して出力の抑制を実施した場合

b　39（給電指令の実施等）(2)イの場合で，原則として30分ごとの実需給の開始時刻の１時間前以降に発電量調整供給に係る発電設備等に対してあらかじめ当社が指定した送電線１回線，変圧器１台その他の電力設備の単一故障の発生時に保護装置により行なわれるすみやかな発電抑制または発電遮断（以下「Ｎ－１電制」といいます。）を実施したとき。

c　39（給電指令の実施等）(2)ニの場合で，発電量調整供給に係る発電設備等に対して出力の抑制を実施したとき。

d　39（給電指令の実施等）(2)ホの場合で，ファーム電源に対して出力の抑制を実施したとき。

(ハ)　次の場合で，給電指令時補給を行なったときは，発電量調整受電計画差対応補給電力量の算定上，(2)ロにかかわらず，当該発電設備等の 30 分ごとの発電量調整受電計画電力量を当該受電地点における30分ごとの発電量調整受電電力量とみなします。この場合，当該発電設備等の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量の算定上，当該受電地点のみによる発電バランシンググループが設定されているとみなし，その発電量調整受電計画差対応補給電力量は，30 分ごとに，次により算定された値といたします。

a　39（給電指令の実施等）(2)イ，ロまたはへの場合の給電指令等および39（給電指令の実施等）(2)ニの場合の給電指令等により，同時に出力の抑制を実施した場合

(a)　発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が，39（給電指令の実施等）(2)ニによる出力抑制対象電力量（39〔給電指令の実施等〕(2)ニの場合の出力の抑制に係る電力量をいい

ます。）を下回る場合

39（給電指令の実施等）(2)ニによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，次の式により算定された値とし，39（給電指令の実施等）(2)イ，ロまたはヘによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，零といたします。

発電量調整受電計画差対応補給電力量	＝	発電量調整受電計画電力量	－	発電量調整受電電力量

(b) 発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が，39（給電指令の実施等）(2)ニによる出力抑制対象電力量と一致または上回る場合

39（給電指令の実施等）(2)ニによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，39（給電指令の実施等）(2)ニによる出力抑制対象電力量とし，39（給電指令の実施等）(2)イ，ロまたはヘによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，次の式により算定された値といたします。

発電量調整受電計画差対応補給電力量	＝	発電量調整受電計画電力量	－	39（給電指令の実施等）(2)ニによる出力抑制対象電力量	－	発電量調整受電電力量

b ファーム電源に対して，39（給電指令の実施等）(2)イ，ロまたはヘの場合の給電指令等および39（給電指令の実施等）(2)ホの場合の給電指令等により，同時に出力の抑制を実施した場合

(a) 発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が，39（給電指令の実施等）(2)ホによる出力抑制対象電力量（39〔給電指令の実施等〕(2)ホの場合の出力の抑制に係る電力量をいいます。）を下回る場合

39（給電指令の実施等）(2)ホによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，

次の式により算定された値とし，39（給電指令の実施等）(2)イ，ロまたはヘによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，零といたします。

発電量調整受電計画差対応補給電力量	＝	発電量調整受電計画電力量	－	発電量調整受電電力量

(b) 発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が，39（給電指令の実施等）(2)ホによる出力抑制対象電力量と一致または上回る場合

39（給電指令の実施等）(2)ホによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，39（給電指令の実施等）(2)ホによる出力抑制対象電力量とし，39（給電指令の実施等）(2)イ，ロまたはヘによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，次の式により算定された値といたします。

発電量調整受電計画差対応補給電力量	＝	発電量調整受電計画電力量	－	39（給電指令の実施等）(2)ホによる出力抑制対象電力量	－	発電量調整受電電力量

c ノンファーム電源であり，かつ，当社が指定する要件を有する発電設備等であって別途当社と給電指令時補給電力料金に関する契約を締結する設備に対して，39（給電指令の実施等）(2)ホの場合の給電指令等および39（給電指令の実施等）(2)への場合の給電指令等により，同時に出力の抑制を実施した場合

(a) 発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が，39（給電指令の実施等）(2)ホによる出力抑制対象電力量を下回る場合

39（給電指令の実施等）(2)ホによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，次の式により算定された値とし，39（給電指令の実施等）(2)へによ

って出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，零といたします。

発電量調整受電計画差対応補給電力量	＝	発電量調整受電計画電力量	－	発電量調整受電電力量

(b) 発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が，39（給電指令の実施等）(2)ホによる出力抑制対象電力量と一致または上回る場合

39（給電指令の実施等）(2)ホによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，39（給電指令の実施等）(2)ホによる出力抑制対象電力量とし，39（給電指令の実施等）(2)へによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，次の式により算定された値といたします。

発電量調整受電計画差対応補給電力量	＝	発電量調整受電計画電力量	－	39（給電指令の実施等）(2)ホによる出力抑制対象電力量	－	発電量調整受電電力量

d 39（給電指令の実施等）(2)ニの場合の給電指令等および39（給電指令の実施等）(2)ホの場合の給電指令等により，同時に出力の抑制を実施した場合

(a) 発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が，39（給電指令の実施等）(2)ホによる出力抑制対象電力量を下回る場合

39（給電指令の実施等）(2)ホによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，次の式により算定された値とし，39（給電指令の実施等）(2)ニによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，零といたします。

発電量調整受電計画差対応補給電力量	＝	発電量調整受電計画電力量	－	発電量調整受電電力量

(b) 発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が，39（給電指令の実施等）(2)ホによる出力抑制対象電力量と一致または上回る場合

39（給電指令の実施等）(2)ホによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，39（給電指令の実施等）(2)ホによる出力抑制対象電力量とし，39（給電指令の実施等）(2)ニによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，次の式により算定された値といたします。

発電量調整受電計画差対応補給電力量	＝	発電量調整受電計画電力量	－	39（給電指令の実施等）(2)ホによる出力抑制対象電力量	－	発電量調整受電電力量

e 39（給電指令の実施等）(2)イ，ロまたはへの場合の給電指令等，39（給電指令の実施等）(2)ニの場合の給電指令等および39（給電指令の実施等）(2) ホの場合の給電指令等により，同時に出力の抑制を実施した場合

(a) 発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が，39（給電指令の実施等）(2)ホによる出力抑制対象電力量を下回る場合

39（給電指令の実施等）(2)ホによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，次の式により算定された値とし，39（給電指令の実施等）(2)イ，ロまたはへによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給および39（給電指令の実施等）(2)ニによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，零といたします。

発電量調整受電計画差対応補給電力量	＝	発電量調整受電計画電力量	－	発電量調整受電電力量

(b) 発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が，39（給電指令の実施等）(2)ホによる出力抑制対象電力量と一致または上回り，かつ，39（給電指令の実施等）(2)ホによる出力抑制対象電力量に39（給電指令の実施等）(2)ニによる出力抑制対象電力量を加えた値を下回る場合

39（給電指令の実施等）(2)ホによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，39（給電指令の実施等）(2)ホによる出力抑制対象電力量とし，39（給電指令の実施等）(2)ニによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，次の式により算定された値とし，39（給電指令の実施等）(2)イ，ロまたはヘによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，零といたします。

発電量調整受電計画差対応補給電力量	＝	発電量調整受電計画電力量	－	39（給電指令の実施等）(2)ホによる出力抑制対象電力量	－	発電量調整受電電力量

(c) 発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が，39（給電指令の実施等）(2)ホによる出力抑制対象電力量に39（給電指令の実施等）(2)ニによる出力抑制対象電力量を加えた値と一致または上回る場合

39（給電指令の実施等）(2)ニによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，39（給電指令の実施等）(2)ニによる出力抑制対象電力量とし，39（給電指令の実施等）(2)ホによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，39（給電指令の実施等）(2)ホによる出力抑制対象電力量とし，39（給電指令の実施等）(2)イ，ロまたはヘによって出力の抑制を実施した場合の

給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，次の式により算定された値といたします。

発電量調整受電計画差対応補給電力量	＝	発電量調整受電計画電力量	－	39（給電指令の実施等）(2)ニによる出力抑制対象電力量	－	39（給電指令の実施等）(2)ホによる出力抑制対象電力量	－	発電量調整受電電力量

(21) 発電量調整受電計画差対応余剰電力量

発電量調整受電計画差対応余剰電力量は，発電バランシンググループごとにイまたはロによって算定された値の合計といたします。

イ　発電量調整供給に係る発電設備等が調整電源に該当する場合で，(2)イにより計量された30分ごとの発電量調整受電電力量が(4)イにより通知されたその30分における発電量調整受電計画電力量を上回るときに，30分ごとに，次の式により算定された値といたします。ただし，発電量調整受電計画差対応余剰電力量の算定上，調整電源の故障等が発生した場合を除き，(2)イにかかわらず，その30分ごとの発電量調整受電計画電力量をその30分ごとの発電量調整受電電力量とみなします。

発電量調整受電計画差対応余剰電力量	＝	発電量調整受電電力量	－	発電量調整受電計画電力量

ロ　発電量調整供給に係る発電設備等が調整電源に該当しない場合で，(2)ロにより計量された30分ごとの発電量調整受電電力量が(4)ロにより通知されたその30分における発電量調整受電計画電力量を上回るときに，30分ごとに，次の式により算定された値といたします。ただし，当社が指定する要件を有する発電設備等であって別途当社と給電指令時補給電力料金に関する契約を締結する設備に対して出力の抑制を実施し，給電指令時補給を行なった場合，39（給電指令の実施等）(2)イの場合で，原則として30分ごとの実需給の開始時刻の１時間前以降に発電量調整供給に係る発電設備等に対してＮ－１電制を実施し，給電指令時補給を行なったとき，39（給電指令の実施等）(2)ニの場合で，発電量調整供給に係る発電設備等に対して

出力の抑制を実施し，給電指令時補給を行なったときまたは39（給電指令の実施等）(2)ホの場合で，ファーム電源に対して出力の抑制を実施し，給電指令時補給を行なったときは，発電量調整受電計画差対応余剰電力量の算定上，(2)ロにかかわらず，当該発電設備等の30分ごとの発電量調整受電計画電力量を当該受電地点における30分ごとの発電量調整受電電力量とみなします。この場合，当該発電設備等の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量の算定上，当該受電地点のみによる発電バランシンググループが設定されているとみなし，その発電量調整受電計画差対応補給電力量の算定は，⑳ロによるものといたします。

発電量調整受電計画差対応余剰電力量 ＝ 発電量調整受電電力量 － 発電量調整受電計画電力量

㉒ 接続対象計画差対応補給電力量

接続対象計画差対応補給電力量は，30分ごとの接続対象電力量がその30分における接続対象計画電力量を上回る場合に，30分ごとに，次の式により算定された値といたします。ただし，接続対象計画差対応補給電力量の算定上，調整負荷の使用に係る調整を行なった場合は，(8)にかかわらず，当該供給地点で計量された30分ごとの電力量に当社または当社の供給区域で事業を営む配電事業者が行なった電気の使用に係る調整にもとづきその30分ごとに算定された値を加えた値を，当該供給地点におけるその30分ごとの接続供給電力量とみなし，接続対象電力量を算定いたします。

接続対象計画差対応補給電力量 ＝ 接続対象電力量 － 接続対象計画電力量

㉓ 接続対象計画差対応余剰電力量

接続対象計画差対応余剰電力量は，30分ごとの接続対象電力量がその30分における接続対象計画電力量を下回る場合に，30分ごとに，次の式により算定された値といたします。ただし，接続対象計画差対応余剰電力量の算定上，調整負荷の使用に係る調整を行なった場合は，(8)にかかわらず，当該供給地点で計量された30分ごとの電力量に当社または当社の供給区域で事業を営む配電事業者が行なった電気の使用に係る調整にもとづきその30分ごとに算定

された値を加えた値を，当該供給地点におけるその30分ごとの接続供給電力量とみなし，接続対象電力量を算定いたします。

接続対象計画差対応余剰電力量 ＝ 接続対象計画電力量 － 接続対象電力量

⑵4 需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量

需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量は，30分ごとの⑵4の需要抑制量調整受電電力量がその30分における⑵6の需要抑制量調整受電計画電力量を下回る場合に，需要抑制バランシンググループごとに，30分ごとに，次の式により算定された値の合計といたします。ただし，需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量の算定上，調整負荷の使用に係る調整を行なった場合は，⑵4イまたはロにかかわらず，当該需要場所に係る接続供給電力量を損失率で修正した値が，ベースラインを上回るとき，またはベースラインを下回り，かつ，ベースラインから需要抑制量調整受電計画電力量を差し引いた値を上回るときは，当該需要場所に係る需要抑制量調整受電計画電力量を当該需要場所に係る需要抑制量調整受電電力量とみなします。

需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量 ＝ 需要抑制量調整受電計画電力量 － 需要抑制量調整受電電力量

ただし，需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量の算定方法として⑵4ロを適用している場合で，30分ごとの⑵4の需要抑制量調整受電電力量が零となるときの上式は，次のとおりといたします。

需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量

$$= \text{需要抑制量調整受電計画電力量} + \frac{\text{接続供給電力量}}{1 - \text{損失率（32〔損失率〕に定める損失率といたします。）}} - \text{ベースライン}$$

⑵5 需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量

需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量は，30分ごとの⑵4の需要抑制量調整受電電力量がその30分における⑵6の需要抑制量調整受電計画電力量を上回る場合に，需要抑制バランシンググループごとに，30分ごとに，次の式

により算定された値の合計といたします。ただし，需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量の算定上，調整負荷の使用に係る調整を行なった場合は，⑭ロにかかわらず，当該需要場所に係る接続供給電力量を損失率で修正した値が，ベースラインの値から需要抑制量調整受電計画電力量を差し引いた値を下回るときは，当該需要場所に係る需要抑制量調整受電計画電力量を当該需要場所に係る需要抑制量調整受電電力量とみなします。

需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量 ＝ 需要抑制量調整受電電力量 － 需要抑制量調整受電計画電力量

⑯ 定額接続送電サービスの適用を受ける場合の電力量は，別表９（電力量の協定）を基準として，あらかじめ契約者と当社との協議によって定めます。この場合，協議により定めた値を，供給地点で計量された電力量といたします。

⑰ 定額接続送電サービスの適用を受ける場合を除き，技術上，経済上やむをえない場合等特別の事情がある場合で，計量器を取り付けないときの電力量または最大需要電力等は，別表９（電力量の協定）を基準として，あらかじめ契約者と当社との協議（分割接続供給の場合は，双方の契約者と当社との協議といたします。）によって定めます。この場合，協議により定めた値を，供給地点で計量された電力量または最大需要電力等といたします。

⑱ 28（検針日）(2)または(4)の場合で，検針を行なわなかったときの電力量，最大連系電力等または最大需要電力等は，別表９（電力量の協定）を基準として，契約者または発電契約者と当社との協議（分割接続供給の場合は，双方の契約者と当社との協議といたします。）によって定めます。この場合，協議により定めた値を，受電地点または供給地点で計量された電力量，最大連系電力等または最大需要電力等といたします。

⑲ 15（供給および契約の単位）(1)において，１需要場所または１発電場所につき，複数計量をもって託送供給または発電量調整供給を行なう場合で，特別の事情があるときは，その需要場所または発電場所における30分ごとの電力および電力量の算定は，計量器ごとに計量された電力および電力量をそれぞれ30分ごとに合計することがあります。

⑳ その他，電力量の算定を行なうために必要な事項については，あらかじめ

契約者，発電契約者または需要抑制契約者と当社との協議（分割接続供給の場合は，双方の契約者と当社との協議といたします。）によって定めます。

⑶1 分割接続供給の場合の30分ごとの供給地点で計量された電力量は，次により仕訳いたします。この場合，電力および電力量の算定上，仕訳後の電力量を供給地点で計量された電力量とみなします。

イ 15（供給および契約の単位）(2)イ(ｲ)により当社が分割接続供給を行なう場合

(ｲ) 供給地点で計量された電力量が通告電力量を下回る場合

原則として，非需要追随供給者に係る電力量は，供給地点で計量された電力量とし，需要追随供給者に係る電力量は，零といたします。

(ﾛ) 供給地点で計量された電力量が通告電力量と一致または上回る場合

非需要追随供給者に係る電力量は，通告電力量とし，需要追随供給者に係る電力量は，次の式によります。

需要追随供給者に係る電力量 ＝ 供給地点で計量された電力量 － 通告電力量

ロ 15（供給および契約の単位）(2)イ(ﾛ)により当社が分割接続供給を行なう場合

(ｲ) 供給地点で計量された電力量がベース電力量を下回る場合

原則として，非需要追随供給者に係る電力量は，供給地点で計量された電力量とし，需要追随供給者に係る電力量は，零といたします。

(ﾛ) 供給地点で計量された電力量がベース電力量と一致または上回る場合

非需要追随供給者に係る電力量は，ベース電力量とし，需要追随供給者に係る電力量は，次の式によります。

需要追随供給者に係る電力量 ＝ 供給地点で計量された電力量 － ベース電力量

ハ 15（供給および契約の単位）(2)ロにより当社が分割接続供給を行なう場合

それぞれの契約者の供給時間帯によって仕訳いたします。

ただし，33（料金の算定）⑿または⒀にもとづき料金の調整を行なうために，１供給地点につき，１接続送電サービスまたは１臨時接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービス料金または臨時接続送電サービス料金を算定するときには，電力および電力量の算定上，仕訳前の電力量を供給地点で計量された電力量といたします。

⑶2 計量器の故障等により電力量，最大連系電力等または最大需要電力等を正しく計量できない場合には，電力量，最大連系電力等または最大需要電力等は，別表９（電力量の協定）を基準として，契約者または発電契約者と当社との協議（分割接続供給の場合は，双方の契約者と当社との協議といたします。）によって定めます。この場合，協議により定めた値を，受電地点または供給地点で計量された電力量，最大連系電力等または最大需要電力等といたします。ただし，その１月の電力量の合計が計量できている場合で，30分ごとの電力量を正しく計量できないときまたは計量情報等を伝送することができないときは，30分ごとの電力量は，原則として，別表９（電力量の協定）(3)を基準として定め，定めた値を，受電地点または供給地点で計量された電力量といたします。

32 損　失　率

この約款で用いる損失率は，次のとおりといたします。

低圧で供給する場合	6.4パーセント
高圧で供給する場合	2.6パーセント
特別高圧で供給する場合	0.6パーセント

33 料 金 の 算 定

(1) 送電サービス料金，系統連系受電サービス料金，発電量調整受電計画差対応補給電力料金，発電量調整受電計画差対応余剰電力料金，接続対象計画差

対応補給電力料金，接続対象計画差対応余剰電力料金，需要抑制量調整受電計画差対応補給電力料金，需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力料金および給電指令時補給電力料金は，次の場合を除き，料金の算定期間を「１月」として算定いたします。

イ　接続供給，発電量調整供給もしくは需要抑制量調整供給を開始し，または接続供給契約，発電量調整供給契約，系統連系受電契約もしくは需要抑制量調整供給契約が消滅した場合

ロ　契約者が供給地点を新たに設定し，供給地点への接続供給を再開し，もしくは停止し，または供給地点を消滅させる場合

ハ　発電契約者が受電地点を新たに設定し，受電地点からの発電量調整供給を再開し，もしくは停止し，または受電地点を消滅させる場合

ニ　接続送電サービスの種別，臨時接続送電サービスの種別，予備送電サービスの種別，接続送電サービス契約電力，臨時接続送電サービス契約電力，予備送電サービス契約電力，ピークシフト電力，契約受電電力，同時最大受電電力等を変更したことにより，料金に変更があった場合

ホ　29（料金の算定期間）(1)イの場合で供給側検針期間の日数がその供給側検針期間の始期に対応する検針の基準となる日の属する月の日数に対し，５日を上回り，または下回るとき。

ヘ　29（料金の算定期間）(1)ロの場合で供給側計量期間の日数がその供給側計量期間の始期に対応する検針の基準となる日の属する月の日数に対し，５日を上回り，または下回るとき。

ト　29（料金の算定期間）(2)イの場合で受電側検針期間の日数がその受電側検針期間の始期に対応する検針の基準となる日の属する月の日数に対し，５日を上回り，または下回るとき。

チ　29（料金の算定期間）(2)ロの場合で受電側計量期間の日数がその受電側計量期間の始期に対応する検針の基準となる日の属する月の日数に対し，５日を上回り，または下回るとき。

リ　分割接続供給を開始し，または解消したとき。

(2) 当社は，(1)ロ，ハ，ニ，ホ，ヘ，ト，チまたはリの場合は，基本料金，定額接続送電サービスの料金，予備送電サービス料金，ピークシフト割引額および系統設備効率化割引額について，次の式により日割計算をいたします。

イ　基本料金，定額接続送電サービスの料金または予備送電サービス料金を日割りする場合

$$1\text{月の該当料金} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{供給側検針期間または受電側検針期間の日数}}$$

ただし，(1)ホ，ヘ，トまたはチに該当する場合は，

$$1\text{月の該当料金} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$$

といたします。

ロ　ピークシフト割引額または系統設備効率化割引額を日割りする場合

$$1\text{月の該当割引額} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{供給側検針期間または受電側検針期間の日数}}$$

ただし，(1) ホ，ヘ，トまたはチに該当する場合は，

$$1\text{月の該当割引額} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$$

といたします。

(3) (1)ロの場合により日割計算をするときは，日割計算対象日数には契約者が供給地点を新たに設定する日および再開日を含み，停止日および消滅日を除きます。

また，(1)ニの場合により日割計算をするときは，変更後の料金は，変更のあった日から適用いたします。

(4) (1)ハの場合により日割計算をするときは，日割計算対象日数には発電契約者が受電地点を新たに設定する日および再開日を含み，停止日および消滅日を除きます。

また，(1)ニの場合により日割計算をするときは，変更後の料金は，変更のあった日から適用いたします。

(5) 契約者が供給地点を新たに設定し，もしくは供給地点を消滅させる場合，または発電契約者が受電地点を新たに設定し，もしくは受電地点を消滅させる場合の(2)イおよびロにいう供給側検針期間または受電側検針期間の日数

は，次のとおりといたします。

イ　供給地点または受電地点を新たに設定した場合

供給地点または受電地点を新たに設定した日の直前のその供給地点または受電地点の属する検針区域の検針日から，その供給地点または受電地点を新たに設定した直後の検針日の前日までの日数といたします。

ロ　供給地点または受電地点を消滅させる場合

消滅日の直前の検針日から，当社が次回の検針日として契約者または発電契約者にあらかじめお知らせした日の前日までの日数といたします。

(6) 定額接続送電サービスの適用を受ける場合または31（電力および電力量の算定）(27)の場合は，契約者が供給地点を新たに設定し，または供給地点を消滅させるときの(2)イおよびロにいう供給側検針期間の日数は，(5)に準ずるものといたします。この場合，(5)にいう検針日は，その供給地点の属する検針区域の検針日とし，当社が次回の検針日として契約者にあらかじめお知らせした日は，消滅日の直後のその供給地点の属する検針区域の検針日といたします。

(7) 29（料金の算定期間）(1)ロの場合は，(2)イおよびロにいう供給側検針期間の日数は，供給側計量期間の日数といたします。ただし，契約者が供給地点を新たに設定し，または供給地点を消滅させる場合の(2)イおよびロにいう供給側検針期間の日数は，(5)に準ずるものといたします。この場合，(5)にいう検針日は，計量日といたします。

(8) 29（料金の算定期間）(2)ロの場合は，(2)イおよびロにいう受電側検針期間の日数は，受電側計量期間の日数といたします。ただし，発電契約者が受電地点を新たに設定し，または受電地点を消滅させる場合の(2)イおよびロにいう受電側検針期間の日数は，(5)に準ずるものといたします。この場合，(5)にいう検針日は，計量日といたします。

(9) 契約者が供給地点を新たに設定し，もしくは供給地点を消滅させる場合，または発電契約者が受電地点を新たに設定し，もしくは受電地点を消滅させる場合の(2)イおよびロにいう暦日数は，次のとおりといたします。

イ　供給地点または受電地点を新たに設定した場合

その供給地点または受電地点の属する検針区域の検針の基準となる日（その供給地点または受電地点を新たに設定した日が含まれる供給側検針期間または受電側検針期間の始期に対応するものといたします。）の属する月の日数といたします。

ロ　供給地点または受電地点を消滅させる場合

その供給地点または受電地点の属する検針区域の検針の基準となる日（消滅日の前日が含まれる供給側検針期間または受電側検針期間の始期に対応するものといたします。）の属する月の日数といたします。

⑽ 高圧または特別高圧で供給する場合で，力率に変更があるときは，次により基本料金を算定いたします。

イ　力率に変更を生ずるような負荷設備の変更等がある場合は，その前後の力率にもとづいて，(2)イにより日割計算をいたします。

ロ　負荷設備の変更等がない場合で，協議によって力率を変更するときは，変更の日を含むその１月から変更後の力率によります。

⑾ 供給地点への接続供給または受電地点における発電量調整供給の停止期間中の料金の日割計算を行なう場合は，(2)イおよびロの日割計算対象日数は，停止期間中の日数といたします。この場合，停止期間中の日数には，接続供給または発電量調整供給を停止した日を含み，接続供給または発電量調整供給を再開した日は含みません。また，停止日に接続供給または発電量調整供給を再開する場合は，その日は停止期間中の日数には含みません。

⑿ 当社が分割接続供給を行なう供給地点において，それぞれの契約者に係る接続送電サービス料金の合計と，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービス料金との間に差が生ずるときは，次のとおり接続送電サービス料金の調整を行ないます。

イ　15（供給および契約の単位）(2)イにより当社が分割接続供給を行なう場合

(ｲ) それぞれの契約者に係る接続送電サービス料金の合計が，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービス料金を上回る場合は，その差額を非需要追随供給者に係る接続送電サービス料

金から差し引きます。

(ﾛ) それぞれの契約者に係る接続送電サービス料金の合計が，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービス料金を下回る場合は，その差額を非需要追随供給者に係る接続送電サービス料金に加算いたします。

ロ　15（供給および契約の単位）(2)ロにより当社が分割接続供給を行なう場合

(ｲ) それぞれの契約者に係る接続送電サービス料金の合計が，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービス料金を上回る場合は，その差額をあらかじめ定めた契約者に係る接続送電サービス料金から差し引きます。

(ﾛ) それぞれの契約者に係る接続送電サービス料金の合計が，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービス料金を下回る場合は，その差額をあらかじめ定めた契約者に係る接続送電サービス料金に加算いたします。

⑿ 当社が分割接続供給を行なう供給地点において，それぞれの契約者に係る臨時接続送電サービス料金の合計と，１供給地点につき，１臨時接続送電サービスを適用した場合の臨時接続送電サービス料金との間に差が生ずるときは，⑿に準じて臨時接続送電サービス料金の調整を行ないます。

⒁ 当社が分割接続供給を行なう供給地点において，予備送電サービスをあわせて適用し，それぞれの契約者に係る予備送電サービス料金の合計と，１供給地点につき，１予備送電サービスを適用した場合の予備送電サービス料金との間に差が生ずるときは，⑿に準じて予備送電サービス料金の調整を行ないます。

34　支払義務の発生および支払期日

(1) 日程等別料金の支払義務は，18（料金）(1)ロに定める供給側料金算定日に発生いたします。

(2) 系統連系受電サービス料金の支払義務は，18（料金）(3)ロに定める受電側

料金算定日に発生いたします。

(3) 発電量調整受電計画差対応補給電力料金，発電量調整受電計画差対応余剰電力料金，接続対象計画差対応補給電力料金，接続対象計画差対応余剰電力料金，需要抑制量調整受電計画差対応補給電力料金，需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力料金および給電指令時補給電力料金の支払義務は，特別の事情がある場合を除き，料金の算定期間の翌々月の第５営業日（営業日は当社が定めます。）に発生いたします。ただし，28（検針日）(5)の場合で，料金の算定期間の翌々月の第５営業日以降に実際に検針を行なった場合，31(電力および電力量の算定)㉜の場合で，料金の算定期間の翌々月の第５営業日以降に電力量を協議によって定めた場合は，その日といたします。

(4) (1)の日程等別料金，(2)の系統連系受電サービス料金または(3)の料金のうち発電量調整受電計画差対応補給電力料金，接続対象計画差対応補給電力料金，需要抑制量調整受電計画差対応補給電力料金もしくは給電指令時補給電力料金は，次の場合を除き，支払義務発生日の翌日から起算して30日目の日（以下「支払期日」といいます。）までに支払っていただきます。ただし，支払義務発生日の翌日から起算して30日目の日が金融機関の休業日の場合の支払期日は翌営業日といたします。

イ　55（解約等）(1)により解約となった場合

ロ　契約者，発電契約者，発電者または需要抑制契約者が振り出しもしくは引き受けた手形または振り出した小切手について銀行取引停止処分を受ける等支払停止状態に陥った場合

ハ　契約者，発電契約者，発電者または需要抑制契約者が破産手続き開始，再生手続き開始，更生手続き開始，特別清算開始もしくはこれらに類する法的手続きの申立てを受けまたは自ら申立てを行なった場合

ニ　契約者，発電契約者，発電者または需要抑制契約者が強制執行または担保権の実行としての競売の申立てを受けた場合

ホ　契約者，発電契約者，発電者または需要抑制契約者が公租公課の滞納処分を受けた場合

ヘ　その他の理由で契約者，発電契約者，発電者または需要抑制契約者に明

らかに料金の支払いの延滞が生じるおそれがあると当社が認め，その旨を当社が契約者，発電契約者，発電者または需要抑制契約者に通知した場合

(5) 契約者，発電契約者，発電者または需要抑制契約者が(4)イからへまでのいずれかに該当する場合の支払期日は，次のとおり取り扱います。

イ　契約者，発電契約者，発電者または需要抑制契約者が(4)イからへまでのいずれかに該当することとなった日までに支払義務が発生した料金で，かつ，当社への支払いがなされていない料金（支払期日を超過していない料金に限ります。）については，契約者，発電契約者，発電者または需要抑制契約者が(4)イからへまでのいずれかに該当することとなった日を支払期日といたします。ただし，契約者，発電契約者，発電者または需要抑制契約者が(4)イからへまでのいずれかに該当することとなった日が支払義務発生日から７日を経過していない場合には，支払義務発生日の翌日から起算して７日目を支払期日といたします。

ロ　契約者，発電契約者，発電者または需要抑制契約者が(4)イからへまでのいずれかに該当することとなった日の翌日以降に支払義務が発生する料金については，支払義務発生日の翌日から起算して７日目を支払期日といたします。

なお，(4)イからホまでのいずれかに該当する場合であっても，一定期間の支払いが遅滞なく行なわれる等，料金の支払状況から支払いの延滞が生じるおそれがないと当社が認めるときは，支払義務発生日の翌日から起算して30日目を支払期日とすることがあります。この場合，当社はその旨を契約者，発電契約者，発電者または需要抑制契約者に通知いたします。ただし，この通知をした後，料金の支払いの延滞が生じるおそれがあると当社が認める場合は，支払義務発生日の翌日から起算して７日目を支払期日とすることがあります。この場合も当社はその旨を契約者，発電契約者，発電者または需要抑制契約者に通知いたします。

(6) 当社は，(3)の料金のうち発電量調整受電計画差対応余剰電力料金，接続対象計画差対応余剰電力料金または需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力料金を，支払期日までにお支払いいたします。ただし，支払義務発生日の翌日

から起算して30日目の日が金融機関の休業日の場合の支払期日は翌営業日といたします。

35　料金その他の支払方法

(1) 契約者の料金その他の支払方法は，次によります。

イ　契約者の料金および工事費負担金その他についてはそのつど，当社が指定した金融機関を通じて払い込み等により契約者から支払っていただきます。

なお，支払いにともなう費用は，契約者の負担といたします。

ロ　イの当社が指定した金融機関を通じた払い込みによる支払いは，契約者がその金融機関に払い込まれたときになされたものといたします。

ハ　料金が支払期日までに支払われない場合には，支払期日の翌日から起算して支払いの日に至るまで，料金から消費税等相当額を差し引いた金額に対して，年10パーセント（閏年の日を含む期間についても，365日当たりの割合といたします。）の延滞利息を契約者から申し受けます。

なお，消費税等相当額の単位は，１円とし，その端数は，切り捨てます。

また，延滞利息は，原則として，契約者が延滞利息の算定の対象となる料金を支払われた直後に支払義務が発生する料金とあわせて契約者から支払っていただきます。

ニ　契約者の料金は，支払義務の発生した順序で支払っていただきます。

(2) 発電契約者の料金その他の支払方法は，次によります。

イ　発電契約者の料金については毎月，工事費負担金その他についてはそのつど，当社が指定した金融機関を通じて払い込み等により発電契約者から支払っていただきます。

なお，支払いにともなう費用は，発電契約者の負担といたします。

ロ　イの当社が指定した金融機関を通じた払い込みによる支払いは，発電契約者がその金融機関に払い込まれたときになされたものといたします。

ハ　料金が支払期日までに支払われない場合には，支払期日の翌日から起算して支払いの日に至るまで，料金から消費税等相当額を差し引いた金額に

対して，年10パーセント（閏年の日を含む期間についても，365日当たりの割合といたします。）の延滞利息を発電契約者から申し受けます。

なお，消費税等相当額の単位は，１円とし，その端数は，切り捨てます。

また，延滞利息は，原則として，発電契約者が延滞利息の算定の対象となる料金を支払われた直後に支払義務が発生する料金とあわせて発電契約者から支払っていただきます。

ニ　発電契約者の料金は，支払義務の発生した順序で支払っていただきます。

(3) 発電者の料金その他の支払方法は，次によります。

イ　発電者の料金については，ロによって支払われる場合を除き，そのつど，発電者から発電契約者に支払っていただきます。支払われた料金についてはそのつど，当社が指定した金融機関を通じて払い込み等により発電契約者から当社へ引き渡していただきます。

なお，引き渡しにともなう費用は，発電契約者の負担といたします。

ロ　次の場合には，発電者の料金について，当社が指定した金融機関を通じて払い込み等により発電者から支払っていただきます。

なお，支払いにともなう費用は，発電者の負担といたします。

(ｲ) 発電者が料金を支払期日までに発電契約者に支払われない場合

(ﾛ) 発電者の料金が発電契約者と発電者との間の電力受給に関する契約に係る料金を上回る場合で，発電契約者と発電者および発電契約者と当社のそれぞれにおいて合意がなされたとき。

(ﾊ) その他当社が必要と認めた場合

ハ　発電者の料金について，支払いは，次のときになされたものといたします。

(ｲ) イの場合，発電者から発電契約者に支払われたとき。

(ﾛ) ロの当社が指定した金融機関を通じた払い込みによる場合，発電者がその金融機関に払い込まれたとき。

ニ　料金が支払期日までに支払われない場合には，支払期日の翌日から起算して支払いの日に至るまで，料金から消費税等相当額を差し引いた金額に対して，年10パーセント（閏年の日を含む期間についても，365日当たりの

割合といたします。）の延滞利息を発電者から申し受けます。

なお，消費税等相当額の単位は，１円とし，その端数は，切り捨てます。

また，延滞利息は，原則として，発電者が延滞利息の算定の対象となる料金を支払われた直後に支払義務が発生する料金とあわせて発電者から支払っていただきます。

ホ　発電者の料金は，原則として，支払義務の発生した順序で支払っていただきます。

ヘ　この約款によって支払いを要することとなった発電者の料金，延滞利息および契約超過金以外の債務（保証金，違約金その他この約款から生ずる金銭債務をいいます。）についてはそのつど，当社が指定した金融機関を通じて払い込み等により発電者から支払っていただきます。

なお，支払いにともなう費用は，発電者の負担といたします。

(4) 需要抑制契約者の料金その他の支払方法は，次によります。

イ　需要抑制契約者の料金については毎月，当社が指定した金融機関を通じて払い込み等により需要抑制契約者から支払っていただきます。

なお，支払いにともなう費用は，需要抑制契約者の負担といたします。

ロ　イの当社が指定した金融機関を通じた払い込みによる支払いは，需要抑制契約者がその金融機関に払い込まれたときになされたものといたします。

ハ　料金が支払期日までに支払われない場合には，支払期日の翌日から起算して支払いの日に至るまで，料金から消費税等相当額を差し引いた金額に対して，年10パーセント（閏年の日を含む期間についても，365日当たりの割合といたします。）の延滞利息を需要抑制契約者から申し受けます。

なお，消費税等相当額の単位は，１円とし，その端数は，切り捨てます。

また，延滞利息は，原則として，需要抑制契約者が延滞利息の算定の対象となる料金を支払われた直後に支払義務が発生する料金とあわせて需要抑制契約者から支払っていただきます。

ニ　需要抑制契約者の料金は，支払義務の発生した順序で支払っていただきます。

(5) 当社の料金の支払方法は，次によります。

イ　当社の料金については毎月，契約者，発電契約者または需要抑制契約者が指定する金融機関の銀行口座に払い込みによってお支払いいたします。

なお，支払いにともなう費用は，当社で負担いたします。

ロ　料金の支払いは，当社がその金融機関に払い込みしたときになされたものといたします。

ハ　当社が料金を支払期日までに支払わない場合，当社は，支払期日の翌日から起算して支払いの日に至るまで，料金から消費税等相当額を差し引いた金額に対して，年10パーセント（閏年の日を含む期間についても，365日当たりの割合といたします。）の延滞利息を契約者，発電契約者または需要抑制契約者にお支払いいたします。

なお，消費税等相当額の単位は，１円とし，その端数は，切り捨てます。

また，延滞利息は，原則として，当社が延滞利息の算定の対象となる料金をお支払いした直後に支払義務が発生する料金とあわせてお支払いいたします。

36 保　証　金

(1) 契約者の場合は，次によります。

イ　当社は，次のいずれかに該当する場合で，必要と認められるときは，契約者から，接続供給の開始もしくは再開に先だって，または供給継続の条件として，それぞれ予想月額料金の３月分に相当する金額をこえない範囲で保証金を預けていただきます。

(ｲ) 料金の支払いの延滞があった場合

(ﾛ) 30分ごとの接続対象電力量に対する接続対象計画電力量の割合が急激に低下したこと等によって，31（電力および電力量の算定）㉒によって算定された値が著しく大きい場合または31（電力および電力量の算定）㉒によって算定される値が著しく大きくなることが想定される場合で，接続対象計画電力量が接続対象電力量に比べて著しく不適当と認められ，40（適正契約の保持等）(3)によって当社が使用状態をすみやかに適正なものに修正するよう求めたにもかかわらず，その求めに応じていただけ

ないとき。

(ハ) 新たに接続供給を開始し，または契約電力等を増加される場合

ロ　契約者は，当社があらかじめ定め，通知した期日までに保証金を預けていただきます。

ハ　保証金の預かり期間は，２年以内といたします。

ニ　当社は，接続供給契約が消滅した場合または支払いの延滞が生じた場合には，保証金を契約者の支払額に充当することがあります。

ホ　当社は，保証金について利息を付しません。

ヘ　当社は，保証金の預かり期間満了前であっても接続供給契約が消滅した場合には，保証金をお返しいたします。ただし，ニにより支払額に充当した場合は，その残額をお返しいたします。

(2) 発電契約者の場合は，次によります。

イ　当社は，料金の支払いの延滞があった発電契約者，または新たに発電量調整供給を開始される発電契約者から，発電量調整供給の開始もしくは再開に先だって，または供給継続の条件として，予想月額料金の３月分に相当する金額をこえない範囲で保証金を預けていただくことがあります。

ロ　保証金の預かり期間は，２年以内といたします。

ハ　当社は，発電量調整供給契約が消滅した場合または支払いの延滞が生じた場合には，保証金を発電契約者の支払額に充当することがあります。

ニ　当社は，保証金について利息を付しません。

ホ　当社は，保証金の預かり期間満了前であっても発電量調整供給契約が消滅した場合には，保証金をお返しいたします。ただし，ハにより支払額に充当した場合は，その残額をお返しいたします。

(3) 発電者の場合は，次によります。

イ　当社は，料金の支払いの延滞があった発電者，新たに受電地点を設定される発電者または同時最大受電電力を増加される発電者から，系統連系受電サービスの開始もしくは再開に先だって，または系統連系受電サービス継続の条件として，予想月額料金の３月分に相当する金額をこえない範囲で保証金を預けていただくことがあります。

ロ　保証金の預かり期間は，２年以内といたします。

ハ　当社は，系統連系受電契約が消滅した場合または支払いの延滞が生じた場合には，保証金を発電者の支払額に充当することがあります。

ニ　当社は，保証金について利息を付しません。

ホ　当社は，保証金の預かり期間満了前であっても系統連系受電契約が消滅した場合には，保証金をお返しいたします。ただし，ハにより支払額に充当した場合は，その残額をお返しいたします。

(4) 需要抑制契約者の場合は，次によります。

イ　当社は，料金の支払いの延滞があった需要抑制契約者，または新たに需要抑制量調整供給を開始される需要抑制契約者から，需要抑制量調整供給の開始もしくは再開に先だって，または供給継続の条件として，予想月額料金の３月分に相当する金額をこえない範囲で保証金を預けていただくことがあります。

ロ　保証金の預かり期間は，２年以内といたします。

ハ　当社は，需要抑制量調整供給契約が消滅した場合または支払いの延滞が生じた場合には，保証金を需要抑制契約者の支払額に充当することがあります。

ニ　当社は，保証金について利息を付しません。

ホ　当社は，保証金の預かり期間満了前であっても需要抑制量調整供給契約が消滅した場合には，保証金をお返しいたします。ただし，ハにより支払額に充当した場合は，その残額をお返しいたします。

37　連　帯　責　任

１接続供給契約において契約者が複数となる場合，接続対象計画差対応補給電力料金，給電指令時補給電力料金等に係る金銭債務および接続供給契約の履行に関する事項（接続送電サービス料金，臨時接続送電サービス料金，予備送電サービス料金，契約超過金，違約金または工事費負担金等に係る金銭債務を除きます。）については，複数の契約者全員が連帯して責任を負うものといたします。

Ⅴ 供　　給

38　託送供給等の実施

(1) 接続供給の場合

イ　電力量については，次のとおりにしていただきます。

(ｲ) 契約者は，別表10（需要計画・調達計画・販売計画）に定める翌日計画および当日計画の需要想定値が30分ごとに接続対象電力量と一致するようにしていただきます。

(ﾛ) 契約者は，別表10（需要計画・調達計画・販売計画）に定める翌日計画および当日計画の需要想定値に対する取引計画（調達計画から販売計画を差し引いたものといたします。）が30分ごとに別表10（需要計画・調達計画・販売計画）に定める翌日計画および当日計画の需要想定値と一致するようにしていただきます。

ロ　契約者は，接続供給の実施に先だち，需要計画，調達計画および販売計画を当社所定の様式により電力広域的運営推進機関を通じて当社に通知していただきます。この場合，当社は，契約者が通知した需要計画，調達計画または販売計画が不適当と認められる場合には，すみやかに適正なものに修正していただきます。

ハ　原則として，需要計画，調達計画および販売計画の通知の期限および通知の内容は別表10（需要計画・調達計画・販売計画）のとおりといたします。

ニ　15（供給および契約の単位）(2)イ(ｲ)により当社が分割接続供給を行なう場合，９（検討および契約の申込み）(4)イ(ﾇ) c の契約者は，分割接続供給の実施に先だち，通告電力量を当社所定の様式により電力広域的運営推進機関を通じて当社に通知していただきます。

なお，通知の期限はあらかじめ双方の契約者と当社との協議によって定めます。

また，当社は，契約者が通知した通告電力量が不適当と認められる場合には，すみやかに適正なものに修正していただきます。

ホ　契約者は，当社が系統運用上の必要に応じてハに定める内容以外の計画を求めた場合は，すみやかに，原則として電力広域的運営推進機関を通じて，当社に通知していただきます。

ヘ　契約者がロもしくはホで通知した計画またはニで通知した通告電力量を変更する必要が生じた場合には，すみやかに，原則として電力広域的運営推進機関を通じて，当社に通知していただきます。

ト　当社は，電気の需給状況，供給設備の状況その他によって，契約者から通知された計画の調整を行なうことがあります。

チ　当社は，系統運用上の制約その他によって，低圧で供給する場合を除き，契約者または需要者に給電指令を行なうことがあります。この場合，契約者および需要者は当社の給電指令にしたがっていただきます。

なお，当社は，39（給電指令の実施等）および75（保安等に対する発電者および需要者の協力）(4)に定める事項その他系統運用上必要な事項について，需要者と別途申合書を作成いたします。

(2) 振替供給の場合

イ　契約者は，当社が系統運用上の必要に応じて当社が指定する計画を求めた場合は，すみやかに，原則として電力広域的運営推進機関を通じて，当社に通知していただきます。

ロ　契約者がイで通知した計画を変更する必要が生じた場合には，すみやかに，原則として電力広域的運営推進機関を通じて，当社に通知していただきます。

ハ　当社は，系統運用上の制約その他によって，契約者に給電指令を行なうことがあります。この場合，契約者は当社の給電指令にしたがっていただきます。

(3) 発電量調整供給の場合

イ　電力量については，次のとおりにしていただきます。

(ｲ) 発電契約者は，別表11（発電計画・調達計画・販売計画）に定める翌日計画および当日計画の発電計画と調達計画の合計値が30分ごとに販売計画の値と一致するようにしていただきます。

(ﾛ) 発電契約者は，発電量調整受電電力量を，30分ごとに別表11（発電計画・調達計画・販売計画）に定める翌日計画および当日計画の発電計画と一致するようにしていただきます。

ロ　発電契約者は，発電量調整供給の実施に先だち，発電計画，調達計画および販売計画を当社所定の様式により電力広域的運営推進機関を通じて当社に通知していただきます。この場合，当社は，発電契約者が通知した発電計画，調達計画または販売計画が不適当と認められる場合には，すみやかに適正なものに修正していただきます。

ハ　原則として，発電計画，調達計画および販売計画の通知の期限および通知の内容は別表11（発電計画・調達計画・販売計画）のとおりといたします。

ニ　発電契約者は，当社が系統運用上の必要に応じてハに定める内容以外の計画を求めた場合は，すみやかに，原則として電力広域的運営推進機関を通じて，当社に通知していただきます。

ホ　当社は，供給設備の状況その他によって，発電契約者から通知された計画の調整を行なうことがあります。

ヘ　発電契約者は，受電地点において他の発電量調整供給等と同一計量する場合は，発電者と協議のうえ，原則として，ロの発電計画の通知にあわせて，受電地点において計量される電力量の仕訳に係る順位を電力広域的運営推進機関を通じて当社に通知していただきます。

ト　発電契約者がロもしくはニで通知した計画またはヘで通知した順位を変更する必要が生じた場合には，すみやかに，原則として電力広域的運営推進機関を通じて，当社に通知していただきます。

なお，発電契約者が希望される場合で，運用方法の基本事項等について当社が確認できるときには，あらかじめ定めた発電場所について，別表11（発電計画・調達計画・販売計画）に定める当日計画を変更するときに限り，発電者を通じてこの変更を行なうことができます。この場合，当社は，あらかじめ発電契約者および発電者と協議のうえ必要な事項について別途申合書を作成いたします。

チ　当社は，系統運用上の制約その他によって，低圧で受電する場合を除き，発電契約者または発電者に給電指令を行なうことがあります。この場合，発電契約者および発電者は当社の給電指令にしたがっていただきます。

なお，当社は，39（給電指令の実施等）および75（保安等に対する発電者および需要者の協力）(4)に定める事項その他系統運用上必要な事項について，発電者と別途申合書を作成いたします。

(4) 需要抑制量調整供給の場合

イ　電力量については，次のとおりにしていただきます。

(ｲ) 需要抑制契約者は，別表12（需要抑制計画・調達計画・販売計画・ベースライン）に定める翌日計画および当日計画の調達計画が30分ごとに販売計画の値と一致するようにしていただきます。

(ﾛ) 需要抑制契約者は，需要抑制量調整受電電力量を，30分ごとに別表12（需要抑制計画・調達計画・販売計画・ベースライン）に定める翌日計画および当日計画の需要抑制計画と一致するようにしていただきます。

ロ　需要抑制契約者は，需要抑制量調整供給の実施に先だち，需要抑制計画，調達計画，販売計画およびベースラインを当社所定の様式により電力広域的運営推進機関を通じて当社に通知していただきます。この場合，当社は，需要抑制契約者が通知した需要抑制計画，調達計画，販売計画およびベースラインが不適当と認められる場合には，すみやかに適正なものに修正していただきます。

ハ　原則として，需要抑制計画，調達計画，販売計画およびベースラインの通知の期限および通知の内容は別表12(需要抑制計画・調達計画・販売計画・ベースライン)のとおりといたします。

ニ　需要抑制契約者は，当社が系統運用上の必要に応じてハに定める内容以外の計画を求めた場合は，すみやかに，原則として電力広域的運営推進機関を通じて，当社に通知していただきます。

ホ　当社は，供給設備の状況その他によって，需要抑制契約者から通知された計画の調整を行なうことがあります。

ヘ　需要抑制契約者は，需要抑制を行なう需要場所において他の需要抑制量

調整供給とあわせて需要抑制を行なう場合は，需要者と協議のうえ，ロの需要抑制計画の通知にあわせて，需要抑制量調整受電電力量の仕訳に係る順位を電力広域的運営推進機関を通じて当社に通知していただきます。

ト　需要抑制契約者がロもしくはニで通知した計画またはへで通知した順位を変更する必要が生じた場合には，すみやかに，原則として電力広域的運営推進機関を通じて，当社に通知していただきます。

39　給電指令の実施等

(1) 当社は，系統運用上の制約その他によって必要な場合には，38（託送供給等の実施）(3)ホにかかわらず，発電者に定期検査または定期補修の時期を変更していただくことがあります。

(2) 当社は，低圧で受電または供給する場合を除き，次の場合には，契約者，発電契約者，発電者または需要者に給電指令を行ない，発電者の発電もしくは放電または需要者の電気の使用を制限し，もしくは中止し，または振替供給もしくは発電量調整供給の全部もしくは一部を中止することがあります。ただし，緊急やむをえない場合は，当社は，給電指令を行なうことなく，発電者の発電もしくは放電または需要者の電気の使用を制限し，もしくは中止し，または振替供給もしくは発電量調整供給の全部もしくは一部を中止することがあります。

イ　当社が維持および運用する供給設備に故障が生じ，または故障が生ずるおそれがある場合

ロ　当社が維持および運用する供給設備の点検，修繕，変更その他の工事上やむをえない場合

ハ　振替供給の場合で，当社の供給区域内の需要に対する電気の供給に支障が生じ，または支障が生ずるおそれがあるとき。

ニ　イおよびロ以外の場合で，送電設備および変電設備で構成される電力系統のうち，当社の供給区域における最上位電圧の送電設備および変電設備で構成される電力系統ならびに当社が指定した電力系統（以下「基幹系統」といいます。）における電気の潮流が系統安定度等にもとづき算定される運

用可能な容量を超過し，または超過するおそれがあり，発電設備等の出力を抑制する必要が生じたとき。

ホ　イおよびロ以外の場合で，送電設備および変電設備で構成される電力系統のうち，基幹系統以外の電力系統（以下「ローカル系統」といいます。）における電気の潮流が系統安定度等にもとづき算定される運用可能な容量を超過し，または超過するおそれがあり，発電設備等の出力を抑制する必要が生じたとき。

ヘ　その他電気の需給上または保安上必要がある場合

(3) 当社は，低圧で受電または供給する場合で，(2)イ，ロ，ニ，ホまたはヘのときには，発電者の発電もしくは放電または需要者の電気の使用を制限し，もしくは中止し，または振替供給もしくは発電量調整供給の全部もしくは一部を中止することがあります。

なお，この場合には，当社は，あらかじめその旨を広告その他によって発電者または需要者にお知らせいたします。ただし，緊急やむをえない場合は，この限りではありません。

(4) 当社は，接続供給において，受電地点を会社間連系点とする電気に係る振替供給契約にもとづく給電指令等により，原則として30分ごとの実需給の開始時刻の１時間前以降に当該振替供給等の全部または一部を中止された場合（会社間連系点等における電気の潮流が系統安定度等にもとづき算定される運用可能な容量を超過することにともなう場合に限ります。）は，供給地点における電気の供給に系統運用上の制約がある場合を除き，当該振替供給等の中止の解除までの間，これにより生じた小売電気事業，特定送配電事業または自己等への電気の供給の用に供する電気の不足電力の補給にあてるための電気を供給いたします。

(5) 当社は，発電量調整供給において，(2)イ，ロ，ニ，ホまたはヘの場合で，給電指令等により，原則として30分ごとの実需給の開始時刻の１時間前以降に発電者の発電もしくは放電を制限し，または中止したときは，供給地点における電気の供給に系統運用上の制約がある場合を除き，当該発電もしくは放電の制限または中止の解除までの間，これにより生じた小売電気事業，特

定送配電事業または自己等への電気の供給の用に供する電気の不足電力の補給にあてるための電気を供給いたします。ただし，発電量調整供給に係る発電設備等が調整電源に該当する場合（当該発電設備等に故障等が生じたときを除きます。）は適用いたしません。

(6) 当社は，(2)または(3)によって，発電者の発電もしくは放電または需要者の電気の使用を制限し，または中止した場合，これにともなう料金の減額は行ないません。

(7) 予備送電サービスの使用を制限し，または中止した場合，これにともなう料金の減額は行ないません。

(8) 当社は，(2)イの場合で，発電量調整供給に係る発電設備等に対してＮ－１電制を実施したときは，これにより生じた小売電気事業，特定送配電事業または自己等への電気の供給の用に供する電気の不足電力量（以下「Ｎ－１電制時調達不足電力量」といいます。）の調達に要した費用の実費相当額に，Ｎ－１電制が実施された発電設備等を再度起動するために要した燃料費等の費用の実費を加えた金額から，Ｎ－１電制が実施されなかったとしたときにその発電設備等がＮ－１電制時調達不足電力量を発電または放電するのに要したであろう費用に相当する金額を差し引いた金額について，電力広域的運営推進機関が認める範囲においてＮ－１電制オペレーション費用として発電契約者にお支払いいたします。

40　適正契約の保持等

(1) 当社は，契約者，発電契約者，発電者または需要抑制契約者との接続供給契約，振替供給契約，発電量調整供給契約，系統連系受電契約または需要抑制量調整供給契約が使用状態，発電・放電状態または需要抑制状態に比べて不適当と認められる場合には，その契約をすみやかに適正なものに変更していただきます。

(2) 当社は，発電量調整受電電力が契約受電電力または同時最大受電電力をこえる場合には，その契約受電電力または同時最大受電電力をすみやかに適正なものに変更していただきます。

(3) 当社は，31（電力および電力量の算定）(22)もしくは(23) によって算定された値が著しく大きい場合，31（電力および電力量の算定）(20)イもしくは(21)イによって算定された値が著しく大きい場合,31(電力および電力量の算定)(20)ロもしくは(21)ロによって算定された値が著しく大きい場合（いずれの場合も，給電指令時補給電力量として算定された値を除きます。），31（電力および電力量の算定）(24)もしくは(25)によって算定された値が著しく大きい場合または31（電力および電力量の算定）(17)のベースラインもしくは分割接続供給における通告電力量が著しく不適当と認められる場合等，契約者との接続供給契約に比べて使用状態が不適当と認められる場合，発電契約者との発電量調整供給契約に比べて発電・放電状態が不適当と認められる場合または需要抑制契約者との需要抑制量調整供給契約に比べて需要抑制状態が不適当と認められる場合には，使用状態，発電・放電状態または需要抑制状態をすみやかに適正なものに修正していただきます。

41 契 約 超 過 金

(1) 契約者が接続送電サービス契約電力，臨時接続送電サービス契約電力または予備送電サービス契約電力をこえて電気を使用された場合には，当社の責めとなる理由による場合を除き，当社は，契約超過電力に接続送電サービスもしくは臨時接続送電サービスの該当基本料金率または予備送電サービスの該当料金率を乗じてえた金額をその１月の力率により割引または割増ししたもの(ただし,予備送電サービス契約電力をこえて電気を使用された場合は,力率による割引または割増しをいたしません。）の1.5倍に相当する金額を,契約超過金として契約者から申し受けます。

なお，この場合，契約超過電力とは，その１月の最大需要電力等から接続送電サービス契約電力，臨時接続送電サービス契約電力または予備送電サービス契約電力を差し引いた値といたします。

また，当社が分割接続供給を行なう供給地点において，いずれかの契約者が接続送電サービス契約電力，臨時接続送電サービス契約電力または予備送電サービス契約電力をこえて電気を使用された場合には，それぞれの契約者

に係る接続送電サービス，臨時接続送電サービスまたは予備送電サービスにおける契約超過金とあわせて，33（料金の算定）⑿，⒀または⒁にもとづき料金の調整を行なうために，１供給地点につき，１接続送電サービス，１臨時接続送電サービスまたは１予備送電サービスを適用したときの契約超過金を算定し，それぞれの契約者に係る接続送電サービス，臨時接続送電サービスまたは予備送電サービスにおける契約超過金の合計と，１供給地点につき，１接続送電サービス，１臨時接続送電サービスまたは１予備送電サービスを適用した場合における契約超過金との間に差が生ずるときは，33（料金の算定）⑿，⒀または⒁に準じて契約超過金の調整を行ないます。

(2) 発電者が同時最大受電電力をこえて発電または放電された場合には，当社の責めとなる理由による場合を除き，当社は，契約超過受電電力に系統連系受電サービスの基本料金率を乗じてえた金額の1.5倍に相当する金額を，契約超過金として発電者から申し受けます。

なお，この場合，契約超過受電電力は，次によって受電地点ごとに，発電バランシンググループごとに定めます。

イ　発電場所が１発電バランシンググループに属している場合

(ｲ)　同時最大受電電力が発電設備等に係る供給地点の接続送電サービス契約電力（発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は，１接続送電サービスを適用したときのその１月の接続送電サービス契約電力といたします。）を上回る場合または発電設備等に係る供給地点において電灯定額接続送電サービスが適用されている場合

その１月の最大連系電力等から同時最大受電電力を差し引いた値といたします。

(ﾛ)　同時最大受電電力が発電設備等に係る供給地点の接続送電サービス契約電力（発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は，１接続送電サービスを適用したときのその１月の接続送電サービス契約電力といたします。）を下回る場合

その１月の最大連系電力等から発電設備等に係る供給地点の接続送電サービス契約電力（発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続

供給を行なう場合は，１接続送電サービスを適用したときのその１月の接続送電サービス契約電力といたします。）を差し引いた値といたします。ただし， 差し引いた値が零を下回る場合は，契約超過金を申し受けません。

ロ　発電場所が複数の発電バランシンググループに属している場合

(ｲ)　同時最大受電電力が発電設備等に係る供給地点の接続送電サービス契約電力（発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は，１接続送電サービスを適用したときのその１月の接続送電サービス契約電力といたします。）を上回る場合または発電設備等に係る供給地点において電灯定額接続送電サービスが適用されている場合

発電バランシンググループごとの契約超過受電電力は，その１月の最大連系電力等を契約受電電力の比であん分してえた値から同時最大受電電力を契約受電電力の比であん分してえた値を差し引いた値といたします。

(ﾛ)　同時最大受電電力が発電設備等に係る供給地点の接続送電サービス契約電力（発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は，１接続送電サービスを適用したときのその１月の接続送電サービス契約電力といたします。）を下回る場合

発電バランシンググループごとの契約超過受電電力は，その１月の最大連系電力等を契約受電電力の比であん分してえた値から発電設備等に係る供給地点のその１月の接続送電サービス契約電力（発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は，１接続送電サービスを適用したときのその１月の接続送電サービス契約電力といたします。）を契約受電電力の比であん分してえた値を差し引いた値といたします。ただし，差し引いた値が零を下回る場合は，契約超過金を申し受けません。

ハ　イおよびロにおいて，契約超過受電電力の算定上，次のものについても接続送電サービス契約電力１キロワットとみなします。

(ｲ)　臨時接続送電サービス契約電力（発電設備等に係る供給地点において

当社が分割接続供給を行なう場合は，１臨時接続送電サービスを適用したときの臨時接続送電サービス契約電力といたします。）１キロワット

(ﾛ) 電灯標準接続送電サービス，電灯時間帯別接続送電サービス，電灯従量接続送電サービスまたは電灯臨時接続送電サービスにおける契約負荷設備の総容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，各契約負荷設備ごとに別表４〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。ただし，差込口の数と電気機器の数が異なる場合等特別の事情がある場合は，別表７〔契約負荷設備の総容量の算定〕によって総容量を定めます。）1,000ワット

(ﾊ) 電灯臨時定額接続送電サービスにおける契約負荷設備の総容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，各契約負荷設備ごとに別表４〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）1,000ボルトアンペア

(ﾆ) 附則３（揚水発電設備等が設置された需要場所に接続供給を行なう場合の特別措置）の適用を受けている場合の接続供給課金対象電力（揚水発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は，１接続送電サービスまたは１臨時接続送電サービスを適用したときの接続供給課金対象電力といたします。）１キロワット

ただし，(ﾛ)または(ﾊ)によってみなした接続送電サービス契約電力の単位は，最小位までといたします。

(3) 契約超過金の支払期日および支払方法については，次のとおりといたします。

イ 契約者の場合

契約電力をこえて電気を使用された月の検針日が供給側料金算定日となる日程等別料金（該当する日程等別料金がない場合は，供給側料金算定日が直後の日程等別料金といたします。）の支払期日までに，原則として，その日程等別料金とあわせて支払っていただきます。

ロ 発電者の場合

同時最大受電電力をこえて発電または放電された月の検針日が受電側料

金算定日となる系統連系受電サービス料金（該当する系統連系受電サービス料金がない場合は，受電側料金算定日が直後の系統連系受電サービス料金といたします。）の支払期日までに，原則として，その系統連系受電サービス料金とあわせて支払っていただきます。

42 力 率 の 保 持

(1) 低圧で供給する場合

イ　接続供給における供給地点ごとの力率は，原則として，電灯定額接続送電サービス，電灯標準接続送電サービス，電灯時間帯別接続送電サービス，電灯従量接続送電サービス，電灯臨時定額接続送電サービスまたは電灯臨時接続送電サービスの適用を受ける供給地点については90パーセント以上，その他の供給地点については85パーセント以上に保持していただきます。

ロ　進相用コンデンサを取り付ける場合は，それぞれの電気機器ごとに取り付けていただきます。ただし，やむをえない事情によって，２以上の電気機器に対して一括して取り付ける場合は，進相用コンデンサの開放により，軽負荷時の力率が進み力率とならないようにしていただきます。

なお，進相用コンデンサは，別表13（進相用コンデンサ取付容量基準）を基準として取り付けていただきます。

(2) 高圧または特別高圧で供給する場合

イ　接続供給における供給地点ごとの力率は，原則として85パーセント以上に保持していただきます。

なお，軽負荷時には進み力率とならないようにしていただきます。

ロ　当社は，技術上必要がある場合には，進相用コンデンサの開閉をお願いすることおよび接続する進相用コンデンサ容量を協議させていただくことがあります。

なお，この場合の当該供給地点の１月の力率は，必要に応じて契約者と当社との協議（分割接続供給の場合は，双方の契約者と当社との協議といたします。）によって定めます。

43　発電場所および需要場所への立入りによる業務の実施

当社は，次の業務を実施するため，発電者の承諾をえて発電者の土地もしくは建物に，または需要者の承諾をえて需要者の土地もしくは建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合（託送供給または発電量調整供給の終了後の立入りとなる場合を含みます。）には，正当な理由がない限り，立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。

なお，発電者または需要者のお求めに応じ，係員は，所定の証明書を提示いたします。

(1) 受電地点に至るまでの当社の供給設備および供給地点に至るまでの当社の供給設備または計量器等発電場所内および需要場所内の当社の電気工作物の設計，施工（取付けおよび取外しを含みます。），改修または検査

(2) 75（保安等に対する発電者および需要者の協力）によって必要な発電者または需要者の電気工作物の検査等の業務

(3) 不正な電気の使用の防止等に必要な，発電者もしくは需要者の電気機器の試験，契約負荷設備，契約主開閉器もしくはその他電気工作物の確認もしくは検査または発電者もしくは需要者の電気の使用用途の確認

(4) 計量器の検針または計量値の確認

(5) 45（託送供給等の停止），53（契約の廃止）または55（解約等）により必要な処置

(6) その他この約款によって，接続供給契約，振替供給契約，発電量調整供給契約および系統連系受電契約の成立，変更もしくは終了等に必要な業務または当社の電気工作物にかかわる保安の確認に必要な業務

44　託送供給等にともなう協力

(1) 発電者または需要者が次の原因等により他者の電気の使用を妨害し，もしくは妨害するおそれがある場合，または当社もしくは他の電気事業者の電気工作物に支障を及ぼし，もしくは支障を及ぼすおそれがある場合（この場合の判定は,その原因となる現象が最も著しいと認められる地点で行ないます。）には，託送供給契約については契約者の，発電量調整供給契約については発

電契約者の負担で，必要な調整装置または保護装置を発電場所または需要場所に施設していただくとともに，とくに必要がある場合には，託送供給契約については契約者の，発電量調整供給契約については発電契約者の負担で，当社が供給設備を変更し，または専用供給設備を施設いたします。

イ　負荷等の特性によって各相間の負荷が著しく平衡を欠く場合

ロ　負荷等の特性によって電圧または周波数が著しく変動する場合

ハ　負荷等の特性によって波形に著しいひずみを生ずる場合

ニ　著しい高周波または高調波を発生する場合

ホ　その他イ，ロ，ハまたはニに準ずる場合

(2) 発電者または需要者が発電設備等を当社の供給設備に電気的に接続して使用される場合は，(1)に準じて取り扱います。

なお，この場合の料金その他の連系条件は，別に定める発電設備系統連系サービス要綱によります。

45　託送供給等の停止

(1) 契約者，発電契約者，発電者または需要者が次のいずれかに該当する場合には，当社は，当該託送供給または発電量調整供給を停止することがあります。

イ　契約者，発電契約者，発電者または需要者の責めとなる理由により生じた保安上の危険のため緊急を要する場合

ロ　発電場所内または需要場所内の当社の電気工作物を故意に損傷し，または亡失して，当社に重大な損害を与えた場合

ハ　62（引込線の接続）に反して，当社の供給設備と発電者の電気設備または需要者の電気設備との接続を行なった場合

(2) 契約者，発電契約者，発電者または需要者が次のいずれかに該当し，当社が契約者，発電契約者または発電者にその旨を警告しても改めない場合には，当社は，当該託送供給または発電量調整供給を停止することがあります。

イ　契約者，発電契約者，発電者または需要者の責めとなる理由により保安上の危険がある場合

ロ　電気工作物の改変等によって不正に当社の電線路を使用，電気を使用または発電もしくは放電された場合

ハ　契約負荷設備以外の負荷設備によって電気を使用された場合

ニ　動力標準接続送電サービス，動力時間帯別接続送電サービス，動力従量接続送電サービス，動力臨時定額接続送電サービスまたは動力臨時接続送電サービスの場合で，変圧器，発電設備等その他を介して，電灯または小型機器を使用されたとき。

ホ　43（発電場所および需要場所への立入りによる業務の実施）に反して，当社の係員の立入りによる業務の実施を正当な理由なく拒否された場合

ヘ　44（託送供給等にともなう協力）によって必要となる措置を講じられない場合

(3) 契約者，発電契約者または発電者が次のいずれかに該当し，当社が契約者，発電契約者または発電者にその改善を求めた場合で，40（適正契約の保持等）に定める適正契約への変更および適正な使用状態または発電・放電状態への修正に応じていただけないときには，当社は，当該託送供給または発電量調整供給を停止することがあります。

イ　接続送電サービス契約電力をこえて接続送電サービスを使用される場合

ロ　臨時接続送電サービス契約電力をこえて臨時接続送電サービスを使用される場合

ハ　予備送電サービス契約電力をこえて予備送電サービスを使用される場合

ニ　発電量調整受電電力が契約受電電力または同時最大受電電力をこえる場合

ホ　接続供給電力が接続送電サービス契約電力を継続して下回る場合（19〔接続送電サービス〕(3)イ(ト)に定める動力従量接続送電サービス，19〔接続送電サービス〕(3)ロ(ハ)に定める高圧従量接続送電サービスまたは19〔接続送電サービス〕(3)ハ(ハ)に定める特別高圧従量接続送電サービスの適用を受ける場合に限ります。）

(4) 発電者または需要者がその他この約款に反した場合には，当社は，当該託送供給または発電量調整供給を停止することがあります。

(5) (1)から(4)によって当該託送供給または発電量調整供給を停止する場合には，当社は，当社の供給設備または発電者もしくは需要者の電気設備において，託送供給または発電量調整供給の停止のための適当な処置を行ないます。

なお，この場合には，必要に応じて発電者および需要者に協力をしていただきます。

また，停止のための適当な処置を行なう場合には，その旨を文書等により発電者または需要者にお知らせすることがあります。

46　託送供給等の停止の解除

45（託送供給等の停止）によって託送供給または発電量調整供給を停止した場合で，契約者，発電契約者，発電者または需要者がその理由となった事実を解消したときには，当社は，すみやかに当該託送供給または発電量調整供給を再開いたします。

47　託送供給等の停止期間中の料金

45（託送供給等の停止）によって接続供給または発電量調整供給を停止した場合には，その停止期間中については，まったく電気を使用しない場合またはまったく発電もしくは放電しない場合の月額料金を33（料金の算定）により日割計算をして，料金を算定いたします。

48　違　　約　　金

(1) 契約者，発電契約者，発電者または需要者が次のいずれかに該当し，そのために料金の全部または一部の支払いを免れた場合には，当社は，その免れた金額の３倍に相当する金額を，違約金として託送供給契約については契約者から，発電量調整供給契約については発電契約者から，系統連系受電契約については発電者から申し受けます。

イ　１（適用）に定める用途以外の用途に電気を使用された場合

ロ　45（託送供給等の停止）(2)ロ，ハまたはニの場合

(2) (1)の免れた金額は，この約款に定められた供給条件にもとづいて算定され

た金額と，不正な使用方法または発電・放電方法にもとづいて算定された金額との差額といたします。

(3) 不正に使用した期間または不正に発電もしくは放電した期間が確認できない場合は，６月以内で当社が決定した期間といたします。

49 損害賠償の免責

(1) 11（託送供給等の開始）(2)によって託送供給または電力量調整供給の開始日を変更した場合，39（給電指令の実施等）によって発電者の発電もしくは放電または需要者の電気の使用を制限し，もしくは中止した場合，または発電者の発電設備等に連系する当社の供給設備の事故により発電者の発電もしくは放電を制限し，または中止した場合で，それが当社の責めとならない理由によるものであるときには，当社は，契約者，発電契約者，需要抑制契約者，発電者または需要者の受けた損害について賠償の責めを負いません。

(2) 45（託送供給等の停止）によって託送供給もしくは発電量調整供給を停止した場合または55（解約等）によって接続供給契約，振替供給契約，発電量調整供給契約，系統連系受電契約もしくは需要抑制量調整供給契約を解約した場合には，当社は，契約者，発電契約者，需要抑制契約者，発電者または需要者の受けた損害について賠償の責めを負いません。

(3) 45（託送供給等の停止）によって停止のための適当な処置を行なう旨を文書等により発電者もしくは需要者にお知らせした場合または55（解約等）によって契約者もしくは発電契約者が55（解約等）(1)ロに該当する旨を文書等により発電者もしくは需要者にお知らせした場合には，当社は，契約者，発電契約者，需要抑制契約者，発電者または需要者の受けた損害について賠償の責めを負いません。

(4) 当社に故意または過失がある場合を除き，当社は，契約者，発電契約者，需要抑制契約者，発電者または需要者が漏電その他の事故により受けた損害について賠償の責めを負いません。

50 設 備 の 賠 償

契約者，発電契約者，発電者または需要者が故意または過失によって，発電場所内または需要場所内の当社の電気工作物，電気機器その他の設備を損傷し，または亡失した場合は，その設備について次の金額を託送供給契約については契約者に，発電量調整供給契約については発電契約者に賠償していただきます。

(1) 修理可能の場合

修理費

(2) 亡失または修理不可能の場合

帳簿価額と取替工費との合計額

Ⅵ　契約の変更および終了

51　契 約 の 変 更

(1) 接続供給契約，振替供給契約，発電量調整供給契約，系統連系受電契約または需要抑制量調整供給契約の内容に変更が生じる場合は，Ⅱ（契約の申込み）に定める新たに接続供給契約，振替供給契約，発電量調整供給契約，系統連系受電契約または需要抑制量調整供給契約を希望される場合に準じて接続供給契約，振替供給契約，発電量調整供給契約，系統連系受電契約または需要抑制量調整供給契約を変更するものとし，すみやかに当社に変更を申し出ていただきます。

(2) 契約電力等，契約受電電力または同時最大受電電力の減少を希望される場合の(1)による契約の変更は，次のとおりといたします。

ただし，当社の供給設備を同一条件で継続して利用または反復して利用されることが想定されるにもかかわらず，発電契約者から，発電設備等の検査，補修，休止等の理由により契約受電電力または同時最大受電電力の減少の申出がある場合は，正当な理由がない限り，契約受電電力または同時最大受電電力の減少はできないものといたします。

イ　契約者または発電契約者は，あらかじめ契約電力等，契約受電電力または同時最大受電電力の減少希望日を定めて，当社に申し出ていただきます。この場合，当社は，原則として，契約者または発電契約者が申し出た契約電力等，契約受電電力または同時最大受電電力の減少希望日に契約電力等，契約受電電力または同時最大受電電力を減少させるための適当な処置を行ないます。

ロ　契約電力等，契約受電電力または同時最大受電電力は，次の場合を除き，契約者または発電契約者が当社に申し出た減少希望日に減少いたします。

(ｲ) 当社が契約者または発電契約者からの申出を減少希望日の翌日以降に受けた場合は，申出を受けた日に契約電力等，契約受電電力または同時最大受電電力が減少したものといたします。

(ﾛ) 当社の責めとならない理由（非常変災等の場合を除きます。）により

契約電力等，契約受電電力または同時最大受電電力を減少させるための処置ができない場合は，契約電力等，契約受電電力または同時最大受電電力を減少させるための処置が可能となった日に減少するものといたします。

(3) 低圧で供給する場合で，需要者が小売電気事業者の変更を希望され，契約者が接続供給契約を変更するときの(1)による接続供給契約の変更は，次のとおりといたします。

イ　需要者への電気の供給を廃止される契約者は，あらかじめ当該需要者に係る供給地点への託送供給の廃止希望日を定めて，当社に申し出ていただきます。ただし，廃止申込みがロの開始申込みより先だって行なわれた場合で，当該需要者への電気の供給を新たに開始される契約者からの当該供給地点への託送供給の開始の申込みが廃止希望日の２暦日前から起算して８営業日前の日の１暦日前（記録型計量器を取り付けている場合は廃止希望日の２暦日前から起算して１営業日前の日の１暦日前といたします。）までに行なわれなかったときには，当社は，当該廃止申込みの承諾を取り消します。

また，廃止日は，当該供給地点への電気の供給を新たに開始される契約者が当社と定めた開始日と同一の日といたします。

ロ　需要者への電気の供給を新たに開始される契約者は，あらかじめ当該需要者に係る供給地点への託送供給の開始希望日を定めて，当社に申し出ていただきます。この場合，当社は，契約者と協議のうえ開始日を定めます。ただし，開始申込みが廃止申込みより先だって行なわれた場合で，当該需要者への電気の供給を廃止される契約者からの当該供給地点への託送供給の廃止の申込みが開始希望日の２暦日前から起算して８営業日前の日の１暦日前（記録型計量器を取り付けている場合は廃止希望日の２暦日前から起算して１営業日前の日の１暦日前といたします。）までに行なわれなかったときには，当社は，当該開始申込みの承諾を取り消します。

ハ　イおよびロにおける営業日は，当社が定めるものとし，契約者にお知らせいたします。

(4) 分割接続供給の場合で，いずれかの契約者に係る接続供給契約の内容に変更が生ずるときは，あらかじめ双方の契約者で協議のうえ，すみやかに当社に変更を申し出ていただきます。

なお，分割接続供給に係る接続供給契約の開始または変更後１年に満たない場合，９（検討および契約の申込み）(4)イ(ヲ) ａ，ｂおよびｄの事項の変更はできないものといたします。

(5) 需要抑制量調整供給契約の場合で，需要者が電力需給に関する契約等を締結している契約者を変更されたときは，需要抑制契約者からの申出がない場合であっても，当社は，需要者の需要場所に係る需要抑制量調整供給を終了させるための処置を行なうことがあります。

なお，この場合には，当社が当該需要場所に係る需要抑制量調整供給を終了させるための処置を行なった日に需要抑制量調整供給契約は変更され，または消滅するものといたします。

(6) 混雑緩和希望者提起による系統増強プロセス（以下「混雑緩和プロセス」といいます。）により供給設備の変更を希望される場合で，発電契約者が発電量調整供給契約を変更するときの(1)による発電量調整供給契約の変更は，次のとおりといたします。

イ　事前照会の申込み

(ｲ) 発電契約者は，混雑緩和プロセスの概要検討（以下「概要検討」といいます。）の申込みに先だち，当社所定の様式により，混雑緩和プロセスの事前照会（以下「事前照会」といいます。）の申込みをしていただきます。

(ﾛ) 当社は，原則として事前照会の申込みから２月以内に検討結果をお知らせいたします。

ロ　概要検討の申込み

(ｲ) 発電契約者は，混雑緩和プロセス開始の申込みに先だち，当社所定の様式により，イ(ﾛ)の検討結果をお知らせした日から２月以内に概要検討の申込みをしていただきます。

(ﾛ) 当社は，原則として概要検討の申込みから３月以内に検討結果をお知

らせいたします。

(ハ) 当社は，１受電地点１検討につき22万円を調査料として，概要検討の申込み時に発電契約者から申し受けます。

ハ　混雑緩和プロセス開始の申込み

発電契約者が混雑緩和プロセスを希望される場合で，電力広域的運営推進機関送配電等業務指針に定める混雑緩和プロセスに関する保証金（以下「混雑緩和プロセスに関する保証金」といい，その金額は電力広域的運営推進機関業務規程に定める方法により算定いたします。）を要するときは，混雑緩和プロセスに関する保証金をお支払いいただき，ロ(ロ)の検討結果をお知らせした日から１月以内に混雑緩和プロセス開始の申込みをしていただきます。

なお，発電契約者が追加混雑緩和希望者の募集が開始された混雑緩和プロセスへ参加を希望される場合で，混雑緩和プロセスに関する保証金を要するときは，混雑緩和プロセスに関する保証金をお支払いいただき，募集開始日から２月以内に応募をしていただきます。

また，混雑緩和プロセスにもとづき工事費負担金補償金を定める場合は，当社と工事費負担金の補償に関する契約を締結していただきます。

52　名 義 の 変 更

合併その他の原因によって，新たな契約者，発電契約者，発電者または需要抑制契約者が，それまで託送供給または電力量調整供給を受けていた契約者，発電契約者，発電者または需要抑制契約者の当社に対する接続供給契約もしくは振替供給契約，発電量調整供給契約，系統連系受電契約または需要抑制量調整供給契約についてのすべての権利義務を受け継ぎ，引き続き託送供給または電力量調整供給を希望される場合は，名義変更の手続きによることができます。この場合には，新たな契約者，発電契約者，発電者または需要抑制契約者は，その旨を当社へ文書により申し出ていただきます。ただし，新たな契約者，発電契約者または発電者が，それまで託送供給を受けていた契約者の当社に対する自己等への電気の供給の用に供するための接続供給契約もしくは振替供給契

約，発電量調整供給契約または系統連系受電契約についてのすべての権利義務を受け継ぎ，引き続き当該接続供給契約もしくは当該振替供給契約，当該発電量調整供給契約または系統連系受電契約を希望される場合は，８（契約の要件）(1)リに定める要件を満たすことを文書により証明できるときに限り，名義変更の手続きによることができます。

53 契 約 の 廃 止

(1) 契約者が接続供給契約もしくは振替供給契約を廃止しようとされる場合，発電契約者が発電量調整供給契約を廃止しようとされる場合，発電者が系統連系受電契約を廃止しようとされる場合または需要抑制契約者が需要抑制量調整供給契約を廃止しようとされる場合は，契約者，発電契約者，発電者または需要抑制契約者は，あらかじめその廃止期日を定めて，当社に通知していただきます。この場合，当社は，原則として，契約者または発電契約者から通知された廃止期日に，当社の供給設備または発電者もしくは需要者の電気設備において，託送供給または発電量調整供給を終了させるための適当な処置を行ないます。

なお，この場合には，必要に応じて発電者および需要者に協力をしていただきます。

(2) 当社の供給設備を継続して利用または反復して利用されることが想定されるにもかかわらず，発電契約者または発電者から，発電設備等の検査，補修，休止等の理由により発電量調整供給契約または系統連系受電契約の廃止の申出がある場合は，正当な理由がない限り，(1)にかかわらず，発電量調整供給契約または系統連系受電契約の廃止はできないものといたします。

(3) 接続供給契約，振替供給契約，発電量調整供給契約，系統連系受電契約または需要抑制量調整供給契約は，55（解約等）および次の場合を除き，契約者，発電契約者，発電者または需要抑制契約者が当社に通知された廃止期日に消滅いたします。

イ　当社が契約者，発電契約者，発電者または需要抑制契約者の廃止通知を廃止期日の翌日以降に受けた場合は，通知を受けた日に接続供給契約，振

替供給契約，発電量調整供給契約，系統連系受電契約または需要抑制量調整供給契約が消滅したものといたします。

ロ　当社の責めとならない理由（非常変災等の場合を除きます。）により託送供給または発電量調整供給を終了させるための処置ができない場合は，接続供給契約，振替供給契約，発電量調整供給契約または系統連系受電契約は，託送供給または発電量調整供給を終了させるための処置が可能となった日に消滅するものといたします。

(4) 分割接続供給の場合で，いずれかの契約者に係る接続供給契約を廃止しようとするときは，あらかじめ双方の契約者で協議のうえ，(1)に準じて接続供給契約の廃止を申し出ていただきます。

なお，一方の契約者に係る接続供給契約が廃止された場合，当社は，原則として，他の一方の契約者へ当該供給地点におけるすべての電気について接続供給を行なうことといたします。この場合，当該供給地点においてすべての電気について接続供給を受ける契約者は，51（契約の変更）(1)に準じて接続供給契約を変更していただきます。

(5) 発電量調整供給契約または系統連系受電契約の場合で，発電量調整供給契約または系統連系受電契約を締結している発電場所と同一の場所である需要場所において締結している接続供給契約（発電設備等に係る供給地点の接続供給契約に限ります。）が廃止されたときは，発電契約者または発電者からの申出がない場合であっても，当社は，当該発電場所に係る発電量調整供給を終了させるための処置を行ないます。

なお，この場合には，当社が当該発電場所に係る発電量調整供給を終了させるための処置を行なった日に発電量調整供給契約および系統連系受電契約は変更され，または消滅するものといたします。

(6) 需要抑制量調整供給契約の場合で，需要者が電力需給に関する契約等を締結している契約者が契約を廃止されたときは，需要抑制契約者からの申出がない場合であっても，当社は，需要者の需要場所に係る需要抑制量調整供給を終了させるための処置を行なうことがあります。

なお，この場合には，当社が当該需要場所に係る需要抑制量調整供給を終

了させるための処置を行なった日に需要抑制量調整供給契約は変更され，または消滅するものといたします。

54　供給開始後の契約の消滅または変更にともなう料金および工事費の精算

(1) 次の場合には，当社は，接続供給契約の消滅または変更の日に料金および工事費を契約者に，発電量調整供給契約の消滅または変更の日に料金および工事費を発電契約者に，それぞれ精算していただきます。

なお，この場合は，受電地点または供給地点ごとに精算するものといたします。ただし，分割接続供給の場合は，供給地点に係る接続供給契約ごとに精算するものといたします。

イ　接続供給の場合

(ｲ) 低圧で供給する場合

a　契約者が19（接続送電サービス）(3)イ(ﾛ) a (a)により算定した値または接続送電サービス契約電力を新たに設定し，または増加された後１年に満たないでこれを消滅させる場合は，それまでの期間の接続送電サービス料金について，さかのぼって，新たに設定し，または増加された19（接続送電サービス）(3)イ(ﾛ) a (a)により算定した値または接続送電サービス契約電力分につき，電灯標準接続送電サービス，電灯時間帯別接続送電サービスまたは電灯従量接続送電サービスの適用を受けていた場合は該当料金の10パーセントを割増ししたものを適用し，動力標準接続送電サービス，動力時間帯別接続送電サービスまたは動力従量接続送電サービスの適用を受けていた場合は該当料金の20パーセントを割増ししたものを適用いたします。

また，当社は，契約者が19（接続送電サービス）(3)イ(ﾛ) a (a)により算定した値または接続送電サービス契約電力を新たに設定し，または増加されたことにともない新たに施設した供給設備について，72（臨時工事費）の臨時工事費として算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額を精算いたします。

なお，増加後に消滅させる場合には，それぞれの接続供給電力量は，

19（接続送電サービス）(3)イ(ﾛ) a (a)により算定した値または接続送電サービス契約電力の増加分と残余分の比であん分したものといたします。

b　契約者が19（接続送電サービス）(3)イ(ﾛ) a (a)により算定した値または接続送電サービス契約電力を新たに設定し，または増加された後１年に満たないでこれを減少しようとされる場合は，それまでの期間の接続送電サービス料金について，さかのぼって，減少される19（接続送電サービス）(3)イ(ﾛ) a (a)により算定した値または接続送電サービス契約電力分につき，電灯標準接続送電サービス，電灯時間帯別接続送電サービスまたは電灯従量接続送電サービスの適用を受けていた場合は該当料金の10パーセントを割増ししたものを適用し，動力標準接続送電サービス，動力時間帯別接続送電サービスまたは動力従量接続送電サービスの適用を受けていた場合は該当料金の20パーセントを割増ししたものを適用いたします。

また，当社の供給設備のうち19（接続送電サービス）(3)イ(ﾛ) a (a)により算定した値または接続送電サービス契約電力の減少に見合う部分について，72（臨時工事費）の臨時工事費として算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額を精算いたします。

なお，この場合には，それぞれの接続供給電力量は，19（接続送電サービス）(3)イ(ﾛ) a (a)により算定した値または接続送電サービス契約電力の減少分と残余分の比であん分したものといたします。

c　当社が将来の需要等を考慮して供給設備を常置する場合は，ａおよびｂにかかわらず精算いたしません。

d　電灯定額接続送電サービスの適用を受ける場合の料金および工事費の精算は，ａ，ｂおよびｃに準ずるものといたします。

(ﾛ) 高圧または特別高圧で供給する場合

a　契約者が接続送電サービス契約電力または予備送電サービス契約電力を新たに設定し，または増加された後１年に満たないでこれを消滅させる場合は，それまでの期間の接続送電サービス料金または予備送

電サービス料金について，さかのぼって，新たに設定し，または増加された契約電力分につき該当料金の20パーセントを割増ししたものを適用いたします。また，当社は，契約者が接続送電サービス契約電力または予備送電サービス契約電力を新たに設定し，または増加されたことにともない新たに施設した供給設備について，72（臨時工事費）の臨時工事費として算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額を精算いたします。

なお，増加後に消滅させる場合には，それぞれの接続供給電力量は，接続送電サービス契約電力の増加分と残余分の比であん分したものといたします。

b　契約者が接続送電サービス契約電力または予備送電サービス契約電力を新たに設定し，または増加された後１年に満たないでこれを減少しようとされる場合は，それまでの期間の接続送電サービス料金または予備送電サービス料金について，さかのぼって，減少契約電力分につき該当料金の20パーセントを割増ししたものを適用いたします。また，当社の供給設備のうち接続送電サービス契約電力または予備送電サービス契約電力の減少に見合う部分について，72（臨時工事費）の臨時工事費として算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額を精算いたします。

なお，この場合には，それぞれの接続供給電力量は，接続送電サービス契約電力の減少分と残余分の比であん分したものといたします。

c　分割接続供給の場合は，a およびｂにかかわらず，次のとおりといたします。

(a) 契約者が，１供給地点につき，１接続送電サービスまたは１予備送電サービスを適用した場合の接続送電サービス契約電力または予備送電サービス契約電力を新たに設定し，または増加された後１年に満たないでこれを消滅させる場合は，それまでの期間の双方の契約者に係る接続送電サービス料金または予備送電サービス料金および１供給地点につき，１接続送電サービスまたは１予備送電サービスを適用

した場合の接続送電サービス料金または予備送電サービス料金について，さかのぼって，新たに設定し，または増加された契約電力分につき該当料金の20パーセントを割増ししたものを適用いたします。また，当社は，契約者が，１供給地点につき，１接続送電サービスまたは１予備送電サービスを適用した場合の接続送電サービス契約電力または予備送電サービス契約電力を新たに設定し，または増加されたことにともない新たに施設した供給設備について，72（臨時工事費）の臨時工事費として算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額を，双方の契約者と当社との協議によって，一方または双方の契約者と精算いたします。

なお，増加後に消滅させる場合には，それぞれの接続供給電力量は，接続送電サービス契約電力の増加分と残余分の比であん分したものといたします。

(b) 契約者が，１供給地点につき，１接続送電サービスまたは１予備送電サービスを適用した場合の接続送電サービス契約電力または予備送電サービス契約電力を新たに設定し，または増加された後１年に満たないでこれを減少しようとされる場合は，それまでの期間の双方の契約者に係る接続送電サービス料金または予備送電サービス料金および１供給地点につき，１接続送電サービスまたは１予備送電サービスを適用した場合の接続送電サービス料金または予備送電サービス料金について，さかのぼって，減少契約電力分につき該当料金の20パーセントを割増ししたものを適用いたします。また，当社の供給設備のうち，１供給地点につき，１接続送電サービスまたは１予備送電サービスを適用した場合の接続送電サービス契約電力または予備送電サービス契約電力の減少に見合う部分について，72（臨時工事費）の臨時工事費として算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額を，双方の契約者と当社との協議によって，一方または双方の契約者と精算いたします。

なお，この場合には，それぞれの接続供給電力量は，接続送電サー

ビス契約電力の減少分と残余分の比であん分したものといたします。

(c) (a)または(b)で料金の精算を行なう場合で，それぞれの契約者に係る接続送電サービス料金の合計と，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービス料金との間に差が生ずるときは，33（料金の算定）⑿に準じて接続送電サービス料金の調整を行ない，それぞれの契約者に係る予備送電サービス料金の合計と，１供給地点につき，１予備送電サービスを適用した場合の予備送電サービス料金との間に差が生ずるときは，33（料金の算定）⒁に準じて予備送電サービス料金の調整を行ないます。

(ﾊ) 19（接続送電サービス）(2)イ(ｲ)によって接続送電サービス契約電力を定める契約者（19〔接続送電サービス〕(2)ニで需要者の発電設備の検査，補修または事故〔停電による停止等を含みます。〕により生じた不足電力の補給にあてるための電気の供給分以外の供給分について，19〔接続送電サービス〕(2)イ(ｲ)に準じて定める契約者を含みます。）が，需要場所における受電設備等を新たに設定し，または需要場所における受電設備の総容量等を増加された日以降１年に満たないで接続送電サービス契約電力を消滅させ，または19（接続送電サービス）(2)イ(ｲ) ｃにより接続送電サービス契約電力を減少しようとされる場合は，(ｲ)または(ﾛ)に準ずるものといたします。この場合，(ｲ)または(ﾛ)にいう接続送電サービス契約電力を新たに設定するとは，需要場所における受電設備等を新たに設定することとし，接続送電サービス契約電力を増加するとは，需要場所における受電設備の総容量等を増加することとし，接続送電サービス契約電力を減少するとは，19（接続送電サービス）(2)イ(ｲ) ｃにより接続送電サービス契約電力を減少することといたします。

ﾛ　発電量調整供給の場合

(ｲ) 発電契約者が契約受電電力，同時最大受電電力または予備送電サービス契約電力を新たに設定し，または増加された後１年に満たないでこれを消滅させる場合は，新たに施設した当社の供給設備を撤去する場合の諸工費から，その撤去後の資材の残存価額を差し引いた金額を申し受け

ます。

(ﾛ) 発電契約者が契約受電電力，同時最大受電電力または予備送電サービス契約電力を新たに設定し，または増加された後１年に満たないでこれを減少しようとされる場合は，当社の供給設備のうち契約受電電力，同時最大受電電力または予備送電サービス契約電力の減少に見合う部分について，新たに施設した当社の供給設備を撤去する場合の諸工費から，その撤去後の資材の残存価額を差し引いた金額を申し受けます。

(2) 発電者または需要者が当社の供給設備を同一の使用形態で利用され，利用されてからの期間が１年以上になる場合には，１年以上利用される契約電力等に見合う部分については，(1)にかかわらず精算いたしません。

なお，接続供給契約または発電量調整供給契約の消滅または変更の日以降に１年以上にならないことが明らかになった場合には，明らかになった日に(1)に準じて精算を行ないます。

(3) 非常変災等やむをえない理由による場合は，(1)にかかわらず精算いたしません。

55 解　約　等

(1) 当社は，次の場合には，接続供給契約，振替供給契約，発電量調整供給契約，系統連系受電契約または需要抑制量調整供給契約を解約することがあります。

なお，系統連系受電契約を解約した場合には，当該発電場所に係る発電量調整供給契約は変更され，または消滅するものといたします。

この場合には，その旨を文書により契約者，発電契約者，発電者または需要抑制契約者にお知らせいたします。

また，契約者，発電契約者，発電者または需要抑制契約者がロに該当する場合は，その旨を文書等により発電者，需要者または需要者と電力需給に関する契約等を締結している契約者にお知らせすることがあります。

イ　45（託送供給等の停止）によって託送供給または発電量調整供給を停止された契約者，発電契約者，発電者または需要者が当社の定めた期日まで

にその理由となった事実を解消されない場合

ロ　契約者，発電契約者，発電者または需要抑制契約者が次のいずれかに該当する場合

(ｲ) 料金を支払期日を経過してなお支払われない場合

(ﾛ) 発電契約者と当社が，発電者の料金，延滞利息および契約超過金の支払いに関する期日をあらかじめ定めた場合で，あらかじめ定めた支払いに関する期日を経過してなお引き渡されないとき。

(ﾊ) 他の接続供給契約（既に消滅しているものを含みます。），発電量調整供給契約（既に消滅しているものを含みます。），系統連系受電契約（既に消滅しているものを含みます。）または需要抑制量調整供給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を支払期日を経過してなお支払われない場合

(ﾆ) 料金以外の債務を支払われない場合

(ﾎ) 当社と締結する他の契約（既に消滅しているものを含みます。）にもとづく料金等の金銭債務を支払われない場合

ハ　契約者，発電契約者，発電者または需要抑制契約者が次のいずれかに該当し，当社が契約者，発電契約者，発電者または需要抑制契約者にその改善を求めた場合で，40（適正契約の保持等）に定める適正契約への変更および適正な使用状態，発電・放電状態または需要抑制状態への修正に応じていただけないとき。

(ｲ) 8（契約の要件）を欠くに至った場合

(ﾛ) 接続供給の場合で，頻繁に接続対象電力量と接続対象計画電力量との間に著しい差が生じるとき。

(ﾊ) 発電量調整供給の場合で，頻繁に発電量調整受電電力量と発電量調整受電計画電力量との間に著しい差が生じるとき。

(ﾆ) 需要抑制量調整供給の場合で，頻繁に需要抑制量調整受電電力量と需要抑制量調整受電計画電力量との間に著しい差が生じるとき。

(ﾎ) 需要抑制量調整供給の場合で，頻繁にベースラインが著しく不適当と認められるとき。

(ﾍ) 発電量調整受電電力が契約受電電力または同時最大受電電力をこえる場合

(ﾄ) その他この約款に反した場合

(2) 分割接続供給の場合で，一方の契約者に係る接続供給契約が(1)によって解約されたときは，当社は，原則として，他の一方の契約者へ当該供給地点におけるすべての電気について接続供給を行なうことといたします。この場合，当該供給地点においてすべての電気について接続供給を受ける契約者は，51（契約の変更）(1)に準じて接続供給契約を変更していただきます。

(3) 需要者がその需要場所から移転され，電気を使用されていないことが明らかな場合には，契約者または需要抑制契約者からの申出がない場合であっても，当社は，当該需要場所に係る接続供給および需要抑制量調整供給を終了させるための処置を行なうことがあります。

この場合，当社が当該需要場所に係る接続供給および需要抑制量調整供給を終了させるための処置を行なった日に接続供給契約および需要抑制量調整供給契約は変更され，または消滅するものといたします。

(4) 発電者がその発電場所において，その発電場所に係る設備の保全の意思がないことまたは今後も発電もしくは放電しないことが明らかな場合には，発電契約者または発電者からの申出がない場合であっても，当社は，当該発電場所に係る発電量調整供給を終了させるための処置を行なうことがあります。

この場合，当社が当該発電場所に係る発電量調整供給を終了させるための処置を行なった日に発電量調整供給契約および系統連系受電契約は変更され，または消滅するものといたします。

(5) 発電場所が複数の発電バランシンググループに属しており，かつ，発電者の料金その他を支払期日を経過してなお支払われない場合で，系統連系受電契約を解約したときは，当該発電契約者からの申出がない場合であっても，発電量調整供給契約を変更していただくものとし，当社は，その旨を発電契約者に通知いたします。

なお，発電契約者と同一の者である発電者の場合は，当該発電契約者との発電量調整供給契約は変更され，または消滅するものといたします。

(6) 発電量調整供給契約または系統連系受電契約の場合で，発電量調整供給契約または系統連系受電契約を締結している発電場所と同一の場所である需要場所において締結している接続供給契約（発電設備等に係る供給地点の接続供給契約に限ります。また，分割接続供給の場合は，当該供給地点に係るすべての接続供給契約といたします。）が(1)によって解約されたときは，発電契約者または発電者からの申出がない場合であっても，当社は，当該発電場所に係る発電量調整供給を終了させるための処置を行ないます。

この場合，当社が当該発電場所に係る発電量調整供給を終了させるための処置を行なった日に発電量調整供給契約および系統連系受電契約は変更され，または消滅するものといたします。

56 契約消滅後の債権債務関係

接続供給契約，振替供給契約，発電量調整供給契約，系統連系受電契約または需要抑制量調整供給契約期間中の料金その他の債権債務は，接続供給契約，振替供給契約，発電量調整供給契約，系統連系受電契約または需要抑制量調整供給契約の消滅によっては消滅いたしません。

Ⅶ　受電方法および供給方法ならびに工事

57　受電地点，供給地点および施設

(1) 受　電　地　点

イ　電気の受電地点は，当社の供給設備と発電者の電気設備との接続点といたします。ただし，発電者の電気設備が当社の供給設備と電気的に接続しない場合の受電地点は，会社間連系点といたします。

ロ　受電地点は，会社間連系点を受電地点とする場合を除き，発電場所内の地点とし，当社の供給設備から最短距離にある場所を基準として発電契約者と当社との協議によって定めます。ただし，次の場合には，発電契約者と当社との協議により，発電場所以外の地点を受電地点とすることがあります。

(ｲ) 山間地，離島にある発電場所等，当社の電線路から遠隔地にあって将来においても周辺地域に他の発電設備等の設置が見込まれない発電場所から電気を受電する場合

(ﾛ) 当社の立入りが困難な発電場所から電気を受電する場合

(ﾊ) １建物内の２以上の発電場所から電気を受電する場合で各発電場所までの電気設備が当社の管理の及ばない場所を通過することとなるとき。

(ﾆ) 59（地中引込線）(4)により地中引込線によって電気を受電する場合

(ﾎ) その他特別の事情がある場合

(2) 供　給　地　点

イ　接続供給の場合

(ｲ) 供給地点は，当社の供給設備と需要者の電気設備との接続点といたします。

(ﾛ) 供給地点は，需要場所内の地点とし，当社の供給設備から最短距離にある場所を基準として契約者と当社との協議によって定めます。ただし，次の場合には，契約者と当社との協議により，需要場所以外の地点を供給地点とすることがあります。

a　山間地，離島にある需要場所等，当社の電線路から遠隔地にあって将

来においても周辺地域に他の需要が見込まれない需要場所に対して電気を供給する場合

b　当社の立入りが困難な需要場所に対して電気を供給する場合

c　１建物内の２以上の需要場所に電気を供給する場合で各需要場所までの電気設備が当社の管理の及ばない場所を通過することとなるとき。

d　59（地中引込線）(4)により地中引込線によって電気を供給する場合

e　その他特別の事情がある場合

ロ　振替供給の場合

供給地点は，会社間連系点といたします。

(3) 受電地点に至るまでの供給設備および供給地点に至るまでの供給設備は，当社の所有とし，工事費負担金または臨時工事費として申し受ける金額を除き，当社の負担で施設いたします。

なお，当社は，発電者または需要者（共同引込線による引込みで電気を受電または供給する複数の発電者または需要者を含みます。）のみのために発電者または需要者の土地または建物に引込線，接続装置等の供給設備を施設する場合は，その施設場所を発電者または需要者から無償で提供していただきます。

(4) 付帯設備（(3)により発電者または需要者の土地または建物に施設される供給設備を支持し，または収納する工作物およびその供給設備の施設上必要な発電者または需要者の建物に付合する設備をいいます。）は，原則として，託送供給のために施設する場合は，契約者の負担により，契約者で施設していただき，発電量調整供給のために施設する場合は，発電契約者の負担により，発電契約者で施設していただきます。この場合には，当社が付帯設備を無償で使用できるものといたします。

(5) 特定送配電事業を営む者が維持および運用する電線路に複数の発電場所または複数の需要場所が接続する場合の受電地点または供給地点は，(1)または(2)に準じて契約者または発電契約者と当社との協議によって定めます。この場合，当該複数の発電場所または複数の需要場所につき，１受電地点または１供給地点といたします。

58 架 空 引 込 線

(1) 当社の供給設備と発電者または需要者の電気設備との接続を引込線によって行なう場合には，原則として架空引込線によるものとし，発電者または需要者の建造物または補助支持物の引込線取付点までは，当社が施設いたします。

(2) 引込線取付点は，当社の供給設備の最も適当な支持物から原則として最短距離の場所であって，堅固に施設できる点を契約者または発電契約者と当社との協議によって定めます。

(3) 受電地点または供給地点から発電者または需要者の引込開閉器に至るまでの配線（以下「引込口配線」といいます。）は，託送供給のために施設する場合は，契約者の負担により，契約者で施設していただき，発電量調整供給のために施設する場合は，発電契約者の負担により，発電契約者で施設していただきます。

(4) 引込線を取り付けるため発電場所内または需要場所内に設置する引込小柱等の補助支持物は,託送供給のために施設する場合は,契約者の負担により,契約者で施設していただき，発電量調整供給のために施設する場合は，発電契約者の負担により，発電契約者で施設していただきます。この場合には，当社が補助支持物を無償で使用できるものといたします。

(5) 当社は，原則として発電者または需要者の承諾をえて，次により，発電者または需要者の引込小柱等の補助支持物を使用して他の発電者から電気を受電または他の需要者へ電気を供給することがあります。

イ　当社は，発電者または需要者の補助支持物を使用して，他の発電者または他の需要者への引込線を施設いたします。この場合，その補助支持物から最短距離の場所にある発電者または需要者の建造物または補助支持物の取付点に至るまでの引込口配線は引込線とし，その引込線および補助支持物の管理（材料費の負担を含みます。）は当社が行ないます。また，受電地点または供給地点は，発電者または需要者へ引き込むための引込線の終端に変更いたします。

ロ　イにより当社が管理を行なう引込線または補助支持物を改修し，または

撤去する場合は，当社が工事を行なうものとし，この場合に生ずる撤去材料は，原則として，発電者または需要者にお返しいたします。また，これにともない新たに施設される場合の引込線または補助支持物は，当社の所有とし，当社の負担で施設いたします。

59 地 中 引 込 線

(1) 架空引込線を施設することが法令上認められない場合または技術上，経済上もしくは地域的な事情により不適当と認められる場合で，当社の供給設備と発電者または需要者の電気設備との接続を地中引込線によって行なうときには，次のイまたはロの最も当社の供給設備に近い接続点までを当社が施設いたします。

イ　発電者が発電場所内に施設する開閉器，断路器もしくは接続装置の接続点または需要者が需要場所内に施設する開閉器，断路器もしくは接続装置の接続点

ロ　当社が施設する計量器（付属装置を含みます。）または接続装置の接続点

なお，当社は，発電者または需要者の土地または建物に接続装置等を施設することがあります。

(2) (1)により当社の供給設備と接続する電気設備の施設場所は，当社の供給設備の最も適当な支持物または分岐点から最短距離にあり，原則として，地中引込線の施設上とくに多額の費用を要する等特別の工事を必要とせず，かつ，安全に施設できる次のいずれにも該当する場所とし，契約者または発電契約者と当社との協議によって定めます。

なお，これ以外の場合には，発電場所内または需要場所内の地中引込線は，託送供給のために施設する場合は，契約者の負担により，契約者で施設していただき，発電量調整供給のために施設する場合は，発電契約者の負担により，発電契約者で施設していただきます。

イ　発電者または需要者の構内における地中引込線のこう長が50メートル程度以内の場所

ロ　建物の３階以下にある場所

ハ　その他地中引込線の施設上特殊な工法，材料等を必要としない場所

(3) 地中引込線の施設上必要な付帯設備は，原則として，託送供給のために施設する場合は，契約者の負担により，契約者で施設していただき，発電量調整供給のために施設する場合は，発電契約者の負担により，発電契約者で施設していただきます。この場合には，当社が付帯設備を無償で使用できるものといたします。

なお，この場合の付帯設備は，次のものをいいます。

イ　鉄管，暗きょ等発電者または需要者の土地または建物の壁面等に引込線をおさめるために施設される工作物（π引込みの場合のケーブルの引込みおよび引出しのために施設されるものを含みます。）

ロ　発電者または需要者の土地または建物に施設される基礎ブロック（接続装置を固定するためのものをいいます。）およびハンドホール

ハ　その他イまたはロに準ずる設備

(4) 接続を架空引込線によって行なうことができる場合で，契約者または発電契約者の希望によりとくに地中引込線によって行なうときには，地中引込線は，原則として，託送供給のために施設する場合は，契約者の負担により，契約者で施設していただき，発電量調整供給のために施設する場合は，発電契約者の負担により，発電契約者で施設していただきます。ただし，当社が，保安上または保守上適当と認めた場合は，(1)に準じて接続を行ないます。この場合，当社は，66（受電地点への供給設備の工事費負担金）(2)，(4)または69（供給地点への供給設備の工事費負担金）(2)の工事費負担金を契約者または発電契約者から申し受けます。

60　連接引込線等

(1) 当社は，建物の密集場所等特別の事情がある場所では，連接引込線（１発電場所または１需要場所の引込線から分岐して支持物を経ないで他の発電場所の受電地点または他の需要場所の供給地点に至る引込線をいいます。）または共同引込線によって当社の供給設備と発電者または需要者の電気設備と

の接続をすることがあります。この場合，当社は，分岐装置を発電者または需要者の土地または建物に施設することがあります。

なお，発電者または需要者の電気設備との接続点までは，当社が施設いたします。

(2) 当社は，原則として発電者または需要者の承諾をえて，次により，発電者または需要者の引込口配線を使用して他の発電者から電気を受電または他の需要者へ電気を供給することがあります。

イ　当社は，発電者または需要者の引込口配線から分岐して，他の発電者または他の需要者への連接引込線を施設いたします。この場合，その引込口配線の終端までは共同引込線とし，その管理（材料費の負担を含みます。）は当社が行ないます。また，受電地点または供給地点は，当社が管理を行なう共同引込線の終端に変更いたします。

ロ　イにより当社が管理を行なう共同引込線を改修し，または撤去する場合は，当社が工事を行なうものとし，この場合に生ずる撤去材料は，原則として，発電者または需要者にお返しいたします。また，これにともない新たに施設される共同引込線は，当社の所有とし，当社の負担で施設いたします。

61　中高層集合住宅等における受電方法および供給方法

中高層集合住宅等の場合で，１建物内の２以上の発電場所または需要場所において電気を受電または供給するときには，当社は，原則として共同引込線による１引込みで電気を受電または供給いたします。

なお，技術上その他やむをえない場合は，当社は，発電者または需要者の土地または建物に変圧器等の供給設備を施設し，電気を受電または供給いたします。この場合，変圧器の２次側接続点までは，当社が施設いたします。

62　引込線の接続

当社の供給設備と発電者または需要者の電気設備との接続は，当社が行ないます。

なお，契約者または発電契約者の希望によって引込線の位置を変更し，またはこれに準ずる工事をする場合には，当社は，実費相当額を契約者または発電契約者から申し受けます。

63　計量器等の取付け

(1) 料金の算定上必要な計量器，その付属装置（計量器箱，変成器，変成器の２次配線および計量情報等を伝送するための通信装置等をいいます。）および区分装置（力率測定時間を区分する装置等をいいます。）については，以下のとおりといたします。ただし，記録型計量器に記録された電力量計の値等を伝送するために当社が発電者または需要者の電気工作物を使用する場合の当該電気工作物は計量器の付属装置とはいたしません。

イ　接続供給電力量の計量に必要な計量器，その付属装置および区分装置は，原則として，接続送電サービス契約電力等に応じて当社が選定し，かつ，当社の所有とし，当社の負担で取り付けます。ただし，契約者の希望によって計量器の付属装置を施設する場合または変成器の２次配線等でとくに多額の費用を要する場合については，契約者の負担により，契約者で取り付けていただくことがあります。

ロ　発電量調整受電電力量の計量に必要な計量器，その付属装置および区分装置は，原則として，契約受電電力に応じて当社が選定し，かつ，当社の所有とし，当社で取り付けます。この場合，当社は67（受電用計量器等の工事費負担金）の工事費負担金を発電契約者から申し受けます。

(2) 計量器，その付属装置および区分装置の取付位置は，適正な計量ができ，かつ，検査ならびに取付けおよび取外し工事が容易な場所（低圧で受電または供給する場合，原則として屋外といたします。）とし，契約者または発電契約者と当社との協議によって定めます。

また，集合住宅等の場合で，契約者または発電契約者の希望によって計量器，その付属装置および区分装置を建物内に取り付けたときには，契約者または発電契約者と当社との協議により，あらかじめ解錠のための鍵等を提出していただくことがあります。

(3) 計量器，その付属装置および区分装置の取付場所は，発電者または需要者から無償で提供していただきます。また，(1)により契約者または発電契約者が施設するものについては，当社が無償で使用できるものといたします。

(4) 当社は，記録型計量器に記録された電力量計の値等を伝送するために発電者または需要者の電気工作物を使用することがあります。この場合には，当社が無償で使用できるものといたします。

(5) 契約者または発電契約者の希望によって計量器，その付属装置および区分装置の取付位置を変更し，またはこれに準ずる工事をする場合には，当社は，実費相当額を契約者または発電契約者から申し受けます。

(6) 法令により発電量調整受電電力量の計量に必要な計量器およびその付属装置を取り替える場合には，当社は，低圧で受電するときを除き，実費を発電契約者から申し受けます。

64 通信設備等の施設

(1) 給電指令上必要な通信設備等は，当社の所有とし，工事費負担金として申し受ける金額を除き，当社の負担で施設いたします。

(2) 通信設備等の施設場所は，施設工事，検査および保守点検作業が容易な場所とし，契約者または発電契約者と当社との協議によって定めます。

なお，通信設備等の施設場所については，発電者または需要者から無償で提供していただきます。

(3) 契約者または発電契約者の希望によって，通信設備等の施設場所を変更し，またはこれに準ずる工事をする場合には，当社は，実費相当額を契約者または発電契約者から申し受けます。

(4) 系統連系技術要件に定めるＮ－１電制の実施に必要な装置は，発電契約者で施設していただきます。

なお，施設等に要した費用の実費について，当社から発電契約者にお支払いいたします。

65 専用供給設備

(1) 当社は，次の場合には，契約者または発電契約者の専用設備として供給設備を施設いたします。この場合，受電地点への供給設備については66（受電地点への供給設備の工事費負担金）(2)または(4)の工事費負担金を，供給地点への供給設備については69（供給地点への供給設備の工事費負担金）(2)の工事費負担金を申し受けます。

イ　契約者または発電契約者がとくに希望され，かつ，当社の供給区域内の需要に対する電気の供給および他の発電者からの受電に支障がないと認められる場合

ロ　44（託送供給等にともなう協力）の場合

ハ　発電者もしくは需要者の施設の保安上の理由，または発電場所，需要場所およびその他周囲の状況から将来においても他に当該供給設備の使用が見込まれない等の事情により，特定の契約者または発電契約者のみが使用されることになる供給設備を専用供給設備として施設することが適当と認められる場合

(2) (1)の専用設備は，受電地点から受電地点に最も近い変電所（受電地点に最も近い変電所が専ら受電のために施設される変電所である場合は，当該変電所から最も近い変電所といたします。）までの電線路または供給地点から供給地点に最も近い変電所までの電線路（配電盤，継電器およびその変電所の受電電圧もしくは供給電圧と同位電圧の母線側断路器またはこれに相当する接続点までを含みます。）に限ります。ただし，特別の事情がある場合は，受電電圧または供給電圧と同位の電線路およびこれに接続する変圧器（１次電圧側線路開閉器を含みます。）とすることがあります。

(3) (2)において，開閉所および蓄電所は，変電所とみなします。

(4) (1)および(2)において，受電地点とは会社間連系点以外の受電地点をいい，供給地点とは会社間連系点以外の供給地点をいいます。

(5) 当社は，供給設備を２以上の契約者または発電契約者が共用する専用供給設備とすることがあります。ただし，(1)イの場合は，次に該当する場合で，いずれの契約者または発電契約者にも承諾をいただいたときに限ります。

イ　２以上の契約者または発電契約者が同時に申込みをされる場合で，いず

れの契約者または発電契約者も，当社が専用供給設備から電気を受電することまたは供給することを希望されるとき。

ロ　契約者または発電契約者が，当社が既に施設されている専用供給設備から電気を受電することまたは供給することを希望される場合

Ⅷ　工事費の負担

66　受電地点への供給設備の工事費負担金

(1) 受電側接続設備の工事費負担金

イ　発電契約者が新たに発電量調整供給を開始し，または契約受電電力を増加される場合で，これにともない新たに受電側接続設備（専用供給設備および予備供給設備を除きます。）を施設するときには，当社は，別表14（標準設計）に定める設計（以下「標準設計」といいます。）で施設する場合の工事費（以下「標準設計工事費」といいます。）を工事費負担金として発電契約者から申し受けます。

ロ　Ⅷ（工事費の負担）の各項において，受電側接続設備とは，当社が高圧または特別高圧で受電する場合において，受電地点からの受電の用に供することを主たる目的とする供給設備であって，変電所（専ら当該受電地点への事故波及の防止等を目的として施設される変電所を除きます。）の引出口に施設される断路器の受電地点側接続点（基幹送電設備から受電側接続設備を分岐する場合は，基幹送電設備の接続点といたします。）から他の変電所（専ら当該受電地点への事故波及の防止等を目的として施設される変電所を除きます。）を経ないで受電地点に至る電線および引込線等をいいます。また，Ⅷ(工事費の負担)の各項において,受電地点とは会社間連系点以外の受電地点をいい,開閉所および蓄電所は,変電所とみなします。

(2) 受電地点への特別供給設備の工事費負担金

イ　発電契約者が新たに発電量調整供給を開始し，または契約受電電力を増加される場合で，これにともない当社が新たに受電地点への特別の供給設備を施設するときには，当社は，次の金額を工事費負担金として発電契約者から申し受けます。

(ｲ)　発電契約者の希望によって標準設計をこえる設計で当社が受電地点への供給設備を施設する場合は，標準設計工事費をこえる金額

なお，この場合も，(1)の工事費負担金を申し受けます。

(ﾛ)　65（専用供給設備）によって専用供給設備を施設する場合は，その工

事費の全額

なお，この場合には，工事費負担金の対象となる供給設備は，65（専用供給設備）(2)によるものといたします。

(ﾊ) 受電地点からの受電の用に供することを主たる目的とする供給設備であって，受電側接続設備以外の供給設備（高圧および特別高圧の供給設備に限ります。また，専用供給設備を除きます。）を施設する場合は，aおよびｂの金額

a　当該供給設備の工事費のうち，発電等設備の設置に伴う電力系統の増強及び事業者の費用負担等の在り方に関する指針にもとづき算定した金額

ただし，この約款実施の際現に適用されている託送供給等約款（以下「旧託送供給等約款」といいます。）66（受電地点への供給設備の工事費負担金）(2)イ(ﾊ)aただし書の適用を受ける場合は，ただし書により算定した金額といたします。

b　発電設備等からの出力により，当社配電用変電所バンクにおいて逆潮流が生じるおそれのある場合で，これに係る措置として当社が新たに供給設備を施設するときには，aにかかわらず，次の金額

新増加契約受電電力１キロワットにつき	3,630円00銭

ロ　受電地点において21（予備送電サービス）を利用される場合で，これにともない当社が新たに予備供給設備を施設するときには，当社は，その工事費の全額を工事費負担金として発電契約者から申し受けます。

なお，この場合には，工事費負担金の対象となる供給設備は，受電側接続設備に該当する供給設備といたします。ただし，予備供給設備を専用供給設備として施設する場合は，65（専用供給設備）(2)によるものといたします。

(3) 受電地点への供給設備を変更する場合の工事費負担金

イ　発電契約者が契約受電電力または予備送電サービス契約電力の増加にと

もなわないで，発電契約者の希望によって当該受電地点への供給設備を変更する場合は，62（引込線の接続），63（計量器等の取付け）または64（通信設備等の施設）によって実費相当額を申し受ける場合を除き，当社は，その工事費の全額を工事費負担金として発電契約者から申し受けます。

ロ　混雑緩和プロセスにより供給設備を変更する場合は，イにかかわらず，その工事費のうち，発電等設備の設置に伴う電力系統の増強及び事業者の費用負担等の在り方に関する指針にもとづき算定した金額を工事費負担金として発電契約者から申し受けます。

ハ　44（託送供給等にともなう協力）によって受電地点への供給設備を新たに施設または変更する場合には，当社は，その工事費の全額を工事費負担金として発電契約者から申し受けます。

(4) 発電契約者が新たに発電量調整供給を開始し，または契約受電電力を増加される場合もしくは受電地点への供給設備を変更する場合で，低圧で受電するとき（受電の用に供することを主たる目的とするときに限ります。）は，(2)イ(ｲ)，(ﾛ)および(3)にかかわらず，その受電の用に供することによって必要となる工事費（(2)イ(ﾊ)により申し受ける金額を除きます。）を工事費負担金として発電契約者から申し受けます。

(5) 工事費の算定

(1)，(2)，(3)および(4)の場合の工事費は，次により算定いたします。

イ　工事費は，発電契約者が標準設計をこえる設計によることを希望される場合を除き，標準設計工事費といたします。

(ｲ) 標準設計工事費は，工事費負担金の対象となる当社の供給設備の工事に要する材料費，工費および諸掛り（測量監督費，補償費および建設分担関連費を含みます。）の合計額といたします。

なお，撤去工事がある場合は，その合計額から撤去後の資材の残存価額を差し引いた金額に，撤去する場合の諸工費（諸掛りを含みます。）を加えた金額といたします。

(ﾛ) 材料費は払出時の単価（電気事業会計規則に定められた方法によって算出した貯蔵品の払出単価等をいいます。）によって算定いたします。

(ハ) 土地費は，工事費に含みません。ただし，架空受電側接続設備の経過地に当社が地役権を設定する場合は，その設定にともなう費用（地役権の登記に要する費用を除きます。）の50パーセントに相当する金額を工事費に含みます。

(ニ) 架空受電側接続設備の経過地に建造物を構築しない等架空受電側接続設備に支障を及ぼさないことを条件とする補償契約を締結する場合は，その線下補償費の50パーセントに相当する金額を工事費に含みます。

(ホ) 残地補償費は，補償費と明らかに区分されている場合に限り，工事費に含みます。

(ヘ) 建設分担関連費は，電気事業会計規則等に定められた電気事業固定資産に振り替えられる範囲に限り，工事費に含みます。

ロ　発電契約者が標準設計をこえる設計によることを希望される場合の工事費は，イに準じて算定いたします。

ハ　当社が将来の需要を考慮してあらかじめ施設した鉄塔，管路等を利用して受電する場合は，新たに施設される電線路に必要とされる回線数，管路孔数等に応じて次により算定した金額を電線路の工事費に算入いたします。

(イ) 鉄塔を利用して電気を受電する場合

$$\text{工事費} \quad \times \quad \frac{\text{使用回線数}}{\text{施設回線数}}$$

(ロ) 管路等を利用して電気を受電する場合

$$\text{工事費} \quad \times \quad \frac{\text{使用孔数}}{\text{施設孔数}-\text{予備孔数}}$$

ニ　当社が特別高圧で受電する電気について，使用開始後３年以内の供給設備を利用する場合は，新たに利用される部分を新たに施設される受電側接続設備（特別高圧のノンファーム電源の受電地点に係る発電場所から電気を受電する場合は，変電所相互間を連絡する電線路を除きます。）とみなします。

ホ　(2)イ(ハ)の場合，使用開始後３年以内の供給設備を利用するときは，新たに利用される部分を新たに施設される受電側接続設備以外の供給設備

（高圧および特別高圧の供給設備に限ります。また，専用供給設備を除きます。なお，ノンファーム電源の受電地点に係る発電場所から電気を受電する場合は，高圧の供給設備および当社が適当であると認めた供給設備に限ります。）とみなします。

へ　低圧または高圧で受電する場合で，工事費を当社が定める単位当たりの金額にもとづいて算定することが適当と認められるときは，イまたはロにかかわらず，工事費を当該金額にもとづいて算定いたします。

(6) 受電地点への供給設備の工事費負担金は，受電地点ごとに，発電量調整供給契約ごとに算定いたします。

ただし，２以上の発電契約者が受電地点への供給設備の全部または一部を共用する場合の工事費負担金の算定は，次によります。

イ　２以上の発電契約者から共同して申込みがあった場合，または２以上の発電契約者のうち１の発電契約者が代表して工事費負担金を支払われる旨を申し出られた場合の工事費負担金は，その代表の発電契約者による１申込みとみなして算定いたします。

ロ　２以上の発電契約者から同時に申込みがあった場合の工事費負担金は，発電契約者ごとに算定いたします。この場合，発電契約者ごとの共用部分の工事費は，原則として契約受電電力の比であん分した金額といたします。

(7) 特例区域等の発電契約者が新たに発電量調整供給を開始し，または契約受電電力を増加される場合で，これにともない当社が新たに受電地点への供給設備を施設するときには，当社は，(1)，(2)または(4)にかかわらず，その工事費の全額を工事費負担金として発電契約者から申し受けます。

なお，この場合の工事費負担金は，(2)の場合に準じて算定いたします。

67　受電用計量器等の工事費負担金

発電契約者が新たに発電量調整供給を開始し，または契約受電電力を変更される場合等で，これにともない新たに受電地点における電力量の計量に必要な計量器，その付属装置および区分装置を取り付けるときには，当社は，その工事費の全額を工事費負担金として発電契約者から申し受けます。ただし，低圧

で受電する場合で，受電の用に供することを主たる目的とするときには，その受電の用に供することによって必要となる工事費を工事費負担金として発電契約者から申し受けます。

68　会社間連系設備の工事費負担金

契約者が新たに託送供給を開始し，または契約受電電力等を増加される場合で，これにともない会社間連系設備を新たに施設するときには，当社は，工事費負担金を契約者から申し受けます。この場合，工事費負担金の金額は，工事の内容，接続供給契約または振替供給契約の内容等を基準として，契約者と当社との協議によって定めます。

69　供給地点への供給設備の工事費負担金

(1) 供給側接続設備の工事費負担金

イ　低圧または高圧で供給する場合

(ｲ) 契約者が新たに接続供給を開始し，または接続送電サービス契約電力等を増加される場合（新たに接続供給を開始される場合で，当該接続供給を開始される前から引き続き当社の供給設備を利用され，かつ，下位の供給電圧に変更されるときを除きます。）で，これにともない新たに施設される供給側接続設備（専用供給設備および予備供給設備を除きます。）の工事こう長が架空の場合は1,000メートル，地中の場合は150メートルをこえるときには，当社は，その超過こう長に次の金額を乗じてえた金額を工事費負担金として契約者から申し受けます。この場合，工事費負担金は，供給地点ごとに算定いたします。

区　　分	単　　位	金　　額
架空供給側接続設備の場合	超過こう長１メートルにつき	3,410 円 00 銭
地中供給側接続設備の場合	超過こう長１メートルにつき	27,170 円 00 銭

なお，張替えまたは添架を行なう場合は，架空供給側接続設備について

はその工事こう長の60パーセント，地中供給側接続設備についてはその工事こう長の20パーセントに相当する値を新たに施設される供給側接続設備の工事こう長とみなします。

(ﾛ) ２以上の供給地点に係る供給側接続設備の全部または一部を共用する場合の工事費負担金の算定は，次によります。

a　２以上の契約者から共同して申込みがあった場合，または契約者から２以上の供給地点について申込みがあり，かつ，一括して算定することを希望される場合の工事費負担金の無償こう長は，(1)イ(ｲ)の無償こう長に供給地点の数を乗じてえた値といたします。

b　２以上の契約者から同時に申込みがあった場合，または契約者から２以上の供給地点について申込みがあり，かつ，一括して算定することを希望されない場合の工事費負担金は，供給地点ごとに算定いたします。この場合，それぞれの供給地点における供給側接続設備の工事こう長については，共用される部分の工事こう長を共用する供給地点の数で除してえた値にその供給地点に係って単独で使用される部分の工事こう長を加えた値を，新たに施設される供給側接続設備の工事こう長といたします。

(ﾊ) 架空供給側接続設備と地中供給側接続設備とをあわせて施設する場合の(ｲ)の超過こう長は，次により算定いたします。

a　地中供給側接続設備の超過こう長は，地中供給側接続設備の工事こう長から地中供給側接続設備の無償こう長を差し引いた値といたします。

b　架空供給側接続設備の超過こう長は，架空供給側接続設備の工事こう長といたします。ただし，地中供給側接続設備の工事こう長が地中供給側接続設備の無償こう長を下回る場合は，次によります。

架空供給側接続設備の超過こう長

$$= \text{架空供給側接続設備の工事こう長} - \left(\text{地中供給側接続設備の無償こう長} - \text{地中供給側接続設備の工事こう長} \right) \times \frac{\text{架空供給側接続設備の無償こう長}}{\text{地中供給側接続設備の無償こう長}}$$

ロ　特別高圧で供給する場合

(ｲ) 契約者が新たに接続供給を開始し，または接続送電サービス契約電力を増加される場合（新たに接続供給を開始される場合で，当該接続供給を開始される前から引き続き当社の供給設備を利用され，かつ，下位の供給電圧に変更されるときを除きます。）で，これにともない新たに施設される供給側接続設備（専用供給設備および予備供給設備を除きます。）についてａにより算定される工事費がｂの当社負担額をこえるときには，当社は，その超過額を工事費負担金として契約者から申し受けます。この場合，工事費負担金は，供給地点ごとに算定いたします。

ａ　工　　事　　費

(a) 架空供給側接続設備の場合

（工事こう長 100 メートル当たり）

新増加接続送電サービス契約電力１キロワットにつき	標準電圧 20,000 ボルトで供給する場合	605 円 00 銭
	標準電圧 60,000 ボルトで供給する場合	176 円 00 銭

なお，標準電圧20,000ボルトで当社が供給する場合で，支持物に電柱を使用するときには，その部分の単価は，上表の該当欄の単価の15パーセントといたします。

また，標準電圧20,000ボルトまたは60,000ボルト以外の電圧で当社が供給する場合は，その工事費の全額といたします。

(b) 地中供給側接続設備の場合

（工事こう長 100 メートル当たり）

新増加接続送電サービス契約電力１キロワットにつき	標準電圧 20,000 ボルトで供給する場合	880 円 00 銭
	標準電圧 60,000 ボルトで供給する場合	572 円 00 銭

なお，張替えを行なう場合には，その部分の単価は，上表の該当欄の単価の20パーセントといたします。

また，標準電圧20,000ボルトまたは60,000ボルト以外の電圧で当社

が供給する場合は，その工事費の全額といたします。

b　当 社 負 担 額

新増加接続送電サービス契約電力１キロワットにつき	5,500 円 00 銭

(ﾛ) 契約者が新たに接続供給を開始し，または接続送電サービス契約電力を増加される場合で，使用開始後３年以内の供給設備を利用して当社が供給するときは，新たに利用される部分を新たに施設される供給側接続設備とみなします。

ハ　19（接続送電サービス）(2)ニにより接続送電サービス契約電力を定める供給地点の接続送電サービス契約電力は，この(1)の工事費負担金の算定上，需要者の発電設備の検査，補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気の供給分を含まないものといたします。

ニ　次の言葉は，Ⅷ（工事費の負担）の各項においてそれぞれ次の意味で使用いたします。

(ｲ) 供給側接続設備

供給地点への供給の用に供することを主たる目的とする供給設備であって，発電所または変電所の引出口に施設される断路器の供給地点側接続点（送電線路から供給側接続設備を分岐する場合は，送電線路の接続点といたします。）から他の発電所または変電所を経ないで供給地点に至る電線および引込線等をいいます。

(ﾛ) 供　給　地　点

会社間連系点以外の供給地点をいいます。

(ﾊ) 工 事 こ う 長

標準設計にもとづき算定される供給地点から最も近い供給設備までの供給側接続設備のこう長をいい，実際に施設されるこう長とは異なることがあります。

なお，単位は，１メートルとし，その端数は，小数点以下第１位で四捨

五入いたします。

ホ　低圧で供給する場合，Ⅷ（工事費の負担）の各項において，接続送電サービス契約電力等を増加される場合とは，次の値が増加する場合といたします。

(ｲ)　電灯定額接続送電サービス，電灯標準接続送電サービス，電灯時間帯別接続送電サービス，電灯従量接続送電サービス，電灯臨時定額接続送電サービスおよび電灯臨時接続送電サービスの契約負荷設備の総容量

(ﾛ) 契　約　電　力

なお，19（接続送電サービス）(2)イ(ｲ)によって接続送電サービス契約電力を定める場合で，需要場所における契約負荷設備の総容量等を増加されるときは，接続送電サービス契約電力等を増加されるものとみなします。

また，供給電気方式を交流単相２線式標準電圧100ボルトまたは200ボルトから交流単相３線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトに変更される場合は，接続送電サービス契約電力等を増加されるものとみなします。

ヘ　高圧で供給する場合で，19（接続送電サービス）(2)イ(ｲ)によって接続送電サービス契約電力を定めるとき（19〔接続送電サービス〕(2)ニで需要者の発電設備の検査，補修または事故〔停電による停止等を含みます。〕により生じた不足電力の補給にあてるための電気の供給分以外の供給分について，19〔接続送電サービス〕(2)イ(ｲ)に準じて定める場合を含みます。）には，Ⅷ（工事費の負担）の各項において，接続送電サービス契約電力等を増加される場合とは，需要場所における受電設備の総容量を増加される場合といたします。

(2) 供給地点への特別供給設備の工事費負担金

イ　契約者が新たに接続供給を開始し，または接続送電サービス契約電力等を増加される場合（新たに接続供給を開始される場合で，当該接続供給を開始される前から引き続き当社の供給設備を利用され，かつ，下位の供給電圧に変更されるときを除きます。）で，これにともない当社が新たに供給地点への特別の供給設備を施設するときには，当社は，次の金額を工事費負担金として契約者から申し受けます。

(ｲ) 契約者の希望によって標準設計をこえる設計で供給地点への供給設備を施設する場合は，標準設計工事費をこえる金額

なお，この場合も，(1)の工事費負担金を申し受けます。

ただし，供給地点が行政庁から認可，認定等を受けている市街地開発事業等（都市計画法第４条第７項に規定する市街地開発事業その他これらに類する事業をいいます。）に係る区域の場合で，地中供給側接続設備を施設するときは，その工事費の全額からケーブル，変圧器，開閉器等の工事費を差し引いた金額といたします。

(ﾛ) 65（専用供給設備）によって専用供給設備を施設する場合は，その工事費の全額

なお，この場合には，工事費負担金の対象となる供給設備は，65（専用供給設備）(2)によるものといたします。

ロ 19（接続送電サービス）(2)ニにより接続送電サービス契約電力を定める供給地点において需要者の発電設備の検査，補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気の供給のために接続送電サービスを利用される場合または供給地点において予備送電サービスを利用される場合で，これにともない当社が新たに予備供給設備を施設するときには，当社は，その工事費の全額を工事費負担金として契約者から申し受けます。

なお，この場合には，工事費負担金の対象となる供給設備は，供給側接続設備に該当する供給設備といたします。ただし，予備供給設備を専用供給設備として施設する場合は，65（専用供給設備）(2)によるものといたします。

(3) 供給地点への供給設備を変更する場合の工事費負担金

イ 契約者が接続送電サービス契約電力等または予備送電サービス契約電力の増加にともなわないで，契約者の希望によって供給地点への当社の供給設備を変更する場合（新たに接続供給を開始される場合で，当該接続供給を開始される前から引き続き当社の供給設備を利用され，かつ，下位の供給電圧に変更されるときを含みます。）は，62（引込線の接続），63（計量

器等の取付け）または64（通信設備等の施設）によって実費相当額を申し受ける場合を除き，当社は，その工事費の全額を工事費負担金として契約者から申し受けます。

ロ　44（託送供給等にともなう協力）によって供給地点への供給設備を新たに施設または変更する場合には，当社は，その工事費の全額を工事費負担金として契約者から申し受けます。

(4) 工事費の算定

(2)および(3)の場合の工事費は，次により算定いたします。

イ　工事費は，契約者が標準設計をこえる設計によることを希望される場合を除き，標準設計工事費とし，工事費負担金の対象となる当社の供給設備の工事に要する材料費，工費および諸掛り（測量監督費，諸経費，補償費および建設分担関連費を含みます。）の合計額といたします。

なお，撤去工事がある場合は，その合計額から撤去後の資材の残存価額を差し引いた金額に，撤去する場合の諸工費（諸掛りを含みます。）を加えた金額といたします。

また，算定にあたっては，次のとおりといたします。

(ｲ) 材料費は払出時の単価（電気事業会計規則に定められた方法によって算出した貯蔵品の払出単価等をいいます。）によって算定いたします。

(ﾛ) 土地費は，工事費に含みません。ただし，架空供給側接続設備の経過地に当社が地役権を設定する場合は，その設定にともなう費用（地役権の登記に要する費用を除きます。）の50パーセントに相当する金額を工事費に含みます。

(ﾊ) 架空供給側接続設備の経過地に建造物を構築しない等架空供給側接続設備に支障を及ぼさないことを条件とする補償契約を締結する場合は，その線下補償費の50パーセントに相当する金額を工事費に含みます。

(ﾆ) 残地補償費は，補償費と明らかに区分されている場合に限り，工事費に含みます。

(ﾎ) 建設分担関連費は，電気事業会計規則等に定められた電気事業固定資産に振り替えられる範囲に限り，工事費に含みます。

(ﾍ) 契約者の希望により暫定的に利用される供給設備を施設する場合の工事費は，72（臨時工事費）に準じて算定いたします。

ロ　契約者が標準設計をこえる設計によることを希望される場合の工事費は，イに準じて算定いたします。

ハ　低圧または高圧で供給する場合で，(2)イ(ｲ)に該当し，かつ，その工事費を(1)イ(ｲ)に定める超過こう長１メートル当たりの金額にもとづいて算定することが適当と認められるときは，イおよびロにかかわらず，標準設計をこえる設計で施設される供給設備の工事費および標準設計工事費をいずれも(1)イ(ｲ)にもとづいて算定いたします。この場合，超過こう長１メートル当たりの金額を新たに施設される供給側接続設備の全工事こう長に適用して工事費を算定いたします。

ニ　当社が将来の需要を考慮してあらかじめ施設した鉄塔，管路等を利用して供給する場合は，新たに施設される電線路に必要とされる回線数，管路孔数等に応じて次により算定した金額を電線路の工事費に算入いたします。

(ｲ) 鉄塔を利用して電気を供給する場合

$$\text{工事費} \times \frac{\text{使用回線数}}{\text{施設回線数}}$$

(ﾛ) 管路等を利用して電気を供給する場合

$$\text{工事費} \times \frac{\text{使用孔数}}{\text{施設孔数}-\text{予備孔数}}$$

ホ　当社が特別高圧で供給する電気について，使用開始後３年以内の供給設備を利用する場合は，新たに利用される部分を新たに施設される供給側接続設備とみなします。

なお，この場合の工事費は，(1)ロ(ｲ) a に準じて算定いたします。

ヘ　(2)ロの場合（特別高圧で供給する場合は，標準電圧20,000ボルトまたは60,000ボルトで当社が供給するときに限ります。）の工事費は，次のとおりといたします。

(ｲ) 高圧で供給する場合

(1)イ(ｲ)に定める超過こう長１メートル当たりの金額にもとづいて算

定することが適当と認められる場合は，イまたはロにかかわらず，その工事費を(1)イ(ｲ)にもとづいて算定いたします。この場合，超過こう長１メートル当たりの金額を新たに施設される供給側接続設備の全工事こう長に適用して算定いたします。

(ﾛ) 特別高圧で供給する場合

契約者が標準設計をこえる設計によることを希望される場合を除き，イにかかわらず，(1)ロ(ｲ) a および(ﾛ)によって算定いたします。

なお，21（予備送電サービス）によって当社が供給する場合で，供給側接続設備（専用供給設備および予備供給設備を除きます。）と予備供給設備とをあわせて施設するときの予備供給設備の工事費は，(1)ロ(ｲ) a の該当欄の単価の20パーセントを適用して算定いたします。

ト　低圧または高圧で供給する場合で，工事費を当社が定める単位当たりの金額にもとづいて算定することが適当と認められるとき（ハおよびヘ(ｲ)の場合を除きます。）は，イまたはロにかかわらず，工事費を当該金額にもとづいて算定いたします。

(5) 特例区域等の契約者が新たに接続供給を開始し，または接続送電サービス契約電力を増加される場合（新たに接続供給を開始される場合で，当該接続供給を開始される前から引き続き当社の供給設備を利用され，かつ，下位の供給電圧に変更されるときを除きます。）で，これにともない当社が新たに供給地点への供給設備を施設するときには，当社は，(1)または(2)にかかわらず，その工事費の全額を工事費負担金として契約者から申し受けます。

なお，この場合の工事費負担金は，(2)の場合に準じて算定いたします。

(6) 分割接続供給の場合の供給地点への供給設備の工事費負担金は，(1)，(2)，(3)または(5)に準じて算定し，双方の契約者と当社との協議のうえ，一方または双方の契約者から申し受けます。この場合，工事費負担金の算定上，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービス契約電力を接続送電サービス契約電力とみなします。

70　工事費負担金の申受けおよび精算

(1) 当社は，工事費負担金を原則として工事着手前に契約者または発電契約者から申し受けます。

なお，9（検討および契約の申込み）(4)にもとづき系統連系保証金を申し受けた場合または51（契約の変更）(6)ハにもとづき混雑緩和プロセスに関する保証金を申し受けた場合は，系統連系保証金または混雑緩和プロセスに関する保証金を工事費負担金に充当いたします。

(2) 工事費負担金は，次の場合には，工事完成後すみやかに精算するものといたします。

イ　69（供給地点への供給設備の工事費負担金）(1)にもとづき算定される場合は，次に該当するとき。

(ｲ) 設計変更等により，架空供給側接続設備または地中供給側接続設備のいずれかの工事こう長の変更の差異が５パーセントをこえる場合

(ﾛ) その他特別の事情により，工事費負担金に差異が生じた場合

ロ　66（受電地点への供給設備の工事費負担金），67（受電用計量器等の工事費負担金），68（会社間連系設備の工事費負担金），69（供給地点への供給設備の工事費負担金）(2)（69〔供給地点への供給設備の工事費負担金〕(1)の超過こう長１メートル当たりの金額にもとづいて工事費を算定する場合は，イに準ずるものといたします。）および69（供給地点への供給設備の工事費負担金）(3)にもとづき算定される場合は，次に該当するとき。

(ｲ) 低圧または高圧で受電または供給する場合

a　設計変更により，電柱（鉄塔，鉄柱を含みます。），電線および変圧器等の主要材料の規格が変更となる場合，または主要材料の数量の変更（低圧引込線を除きます。）の差異が５パーセントをこえる場合

b　設計時と払出時との間で材料費の単価に変動が生じた場合（設計から払出しまでの期間が短いときを除きます。）

c　その他特別の事情により，工事費負担金に著しい差異が生じた場合

(ﾛ) 特別高圧で受電または供給する場合

原則としてすべての場合

(3) 当社は，工事費負担金を申し受けて施設した受電側接続設備または供給側

接続設備の全部または一部を他の契約者または発電契約者と共用する供給設備として利用することがあります。

なお，当社が特別高圧で受電または供給する電気について，その利用が供給設備の使用開始後３年以内に行なわれる場合で，その受電側接続設備または供給側接続設備を使用開始したときにさかのぼって２以上の契約者または発電契約者が共用する供給設備として算定した場合の工事費負担金が既に申し受けた工事費負担金を下回るときは，その差額をお返しいたします。

(4) 当社は，66（受電地点への供給設備の工事費負担金）(2)イ(ハ)に定める供給設備の全部または一部を他の契約者または発電契約者と共用する供給設備として利用することがあります。

なお，当社が受電する電気または特別高圧で供給する電気について，その利用が供給設備の使用開始後３年以内に行なわれる場合で，その供給設備を使用開始したときにさかのぼって２以上の契約者または発電契約者が共用する供給設備として算定した場合の工事費負担金が既に申し受けた工事費負担金を下回るときは，原則としてその差額をお返しいたします。

(5) 当社は，契約者または発電契約者の承諾をえて，専用供給設備を専用供給設備以外の供給設備に変更することがあります。

なお，その変更が供給設備の使用開始後10年以内に行なわれる場合は，その専用供給設備を使用開始したときにさかのぼって専用供給設備以外の供給設備として算定した工事費負担金と，既に申し受けた工事費負担金との差額をお返しいたします。

(6) 低圧または高圧で供給する場合，居住用の分譲地として整備された地域等において，原則として１年以内にすべての建物が施設される場合で，すべての供給地点について２以上の契約者が共同して申込みをされたときまたはすべての供給地点について契約者から申込みがあり，かつ，一括して工事費負担金を算定することを希望されるときには，当社は，施設を予定しているすべての建物に対する工事こう長のうち無償こう長に供給地点の数の70パーセントの値を乗じてえた値をこえる部分を超過こう長として算定される69（供給地点への供給設備の工事費負担金）(1)の工事費負担金を当初に申し受けま

す。

また，工事費負担金契約書（73〔工事費等に関する契約書の作成〕に定める工事費等に関する契約書をいいます。）に定める期日に既に供給を開始している供給地点の数により工事費負担金を精算いたします。この場合の精算の対象となる工事こう長は，共同して申込みをされた供給地点の数と供給を開始した供給地点の数とが異なる場合であっても，施設された供給設備に応じたものといたします。

71　供給開始に至らないで契約を廃止または変更される場合等の費用の申受け

(1) 託送供給開始に至らないで接続供給契約または振替供給契約を廃止または変更される場合

供給設備の一部または全部を施設した後，契約者または需要者の都合によって託送供給の開始に至らないで接続供給契約または振替供給契約を廃止または変更される場合は，当社は，要した費用の実費を契約者から申し受けます。

なお，実際に供給設備の工事を行なわなかった場合であっても，測量監督等に費用を要したときは，その実費を契約者から申し受けます。

また，分割接続供給の場合は，要した費用の実費を双方の契約者と当社との協議のうえ，一方または双方の契約者から申し受けます。

(2) 発電量調整供給開始に至らないで発電量調整供給契約を廃止または変更される場合

供給設備の一部または全部を施設した後，発電契約者または発電者の都合によって発電量調整供給の開始に至らないで発電量調整供給契約を廃止または変更される場合等は，当社は，要した費用の実費を発電契約者から申し受けます。ただし，発電契約者との間で電源接続案件一括検討プロセスにもとづき工事費負担金補償金を定める場合は，供給設備の工事を行なう前であっても，原則としてその金額を発電契約者から申し受けます。

なお，電力広域的運営推進機関送配電等業務指針に定める保証金を返還する事情に該当する場合は，当社は，系統連系保証金をお返しいたします。

また，実際に供給設備の工事を行なわなかった場合であっても，測量監督等に費用を要したときは，その実費を発電契約者から申し受けます。

(3) 混雑緩和プロセスにともなう供給設備の変更を中止される場合等の費用の申受け

混雑緩和プロセスにともない供給設備の一部または全部を変更した後，発電契約者または発電者の都合によって供給設備の変更を中止される場合等は，当社は，要した費用の実費を発電契約者から申し受けます。ただし，発電契約者との間で混雑緩和プロセスにもとづき工事費負担金補償金を定める場合は，供給設備の工事を行なう前であっても，原則としてその金額を発電契約者から申し受けます。

なお，電力広域的運営推進機関送配電等業務指針に定める混雑緩和プロセスに関する保証金を返還する事情に該当する場合は，当社は，混雑緩和プロセスに関する保証金をお返しいたします。

また，実際に供給設備の工事を行なわなかった場合であっても，測量監督等に費用を要したときは，その実費を発電契約者から申し受けます。

72 臨 時 工 事 費

(1) 20（臨時接続送電サービス）によって供給する場合で，これにともない新たに供給設備を施設するときには，当社は，新たに施設する供給設備の工事費にその設備を撤去する場合の諸工費（諸掛りを含みます。）を加えた金額から，その撤去後の資材の残存価額を差し引いた金額を，臨時工事費として，契約者から，原則として工事着手前に申し受けます。

なお，低圧または高圧で供給する場合，撤去後の資材の残存価額は，変圧器，開閉器等の機器についてはその価額の95パーセント，その他の設備についてはその価額の50パーセントといたします。

また，特別高圧で供給する場合，原則として，撤去後の資材のうち変圧器，開閉器等の機器については，契約使用期間１月（１月未満は，１月といたします。）につきその価額の１パーセントを差し引いた金額を残存価額といたします。

(2) 臨時工事費を申し受ける場合は，69（供給地点への供給設備の工事費負担金）の工事費負担金は申し受けません。

(3) 低圧または高圧で供給する場合，新たに施設する供給設備のうち，当社が将来の需要等を考慮して常置し，かつ，無償こう長に相当する部分については臨時工事費を申し受けません。

(4) 分割接続供給の場合の臨時工事費は，(1)，(2)または(3)に準じて算定し，双方の契約者と当社との協議のうえ，一方または双方の契約者から申し受けます。

(5) 臨時工事費の精算は，70（工事費負担金の申受けおよび精算）(2)ロの場合に準ずるものといたします。

73　工事費等に関する契約書の作成

当社は，契約者もしくは発電契約者が希望される場合または当社が必要とする場合は，工事費等に関する必要な事項について，原則として工事着手前に，契約書を作成いたします。

Ⅸ 保　　安

74 保 安 の 責 任

当社は，受電地点に至るまでの供給設備および供給地点に至るまでの供給設備（当社が所有権を有さない設備を除きます。）ならびに計量器等発電場所内および需要場所内の当社の電気工作物について，保安の責任を負います。

75 保安等に対する発電者および需要者の協力

(1) 次の場合には，発電者または需要者からすみやかにその旨を当社に通知していただきます。この場合には，当社は，ただちに適当な処置をいたします。

イ　発電者または需要者が，引込線，計量器等その発電場所内および需要場所内の当社の電気工作物に異状もしくは故障があり，または異状もしくは故障が生ずるおそれがあると認めた場合

ロ　発電者または需要者が，発電者または需要者の電気工作物に異状もしくは故障があり，または異状もしくは故障が生ずるおそれがあり，それが当社の供給設備に影響を及ぼすおそれがあると認めた場合

(2) 発電者または需要者が，当社の供給設備を使用しないことが明らかな場合で，当社が保安上必要と認めるときは，その期間について，当社は，(1)に準じて，適当な処置をいたします。

(3) 発電者または需要者が，当社の供給設備に直接影響を及ぼすような物件の設置，変更または修繕工事をされる場合および物件の設置，変更または修繕工事をされた後，その物件が当社の供給設備に直接影響を及ぼすこととなった場合には，その内容を当社に通知していただきます。この場合において，保安上とくに必要があるときには，当社は，発電者または需要者にその内容の変更をしていただくことがあります。

(4) 当社は，必要に応じて，託送供給または発電量調整供給の開始に先だち，接続供給電力または発電量調整受電電力をしゃ断する開閉器の操作方法等について，発電者および需要者と協議を行ないます。

76 調　　査

(1) 当社は，法令で定めるところにより，需要者の電気工作物が技術基準に適合しているかどうかを調査いたします。

なお，需要者のお求めに応じ，係員は，所定の証明書を提示いたします。

(2) 調査は，次の事項について行ないます。ただし，必要がないと認められる場合には，その一部を省略することがあります。

イ　絶縁抵抗値または漏えい電流値の測定

ロ　接地抵抗値の測定

ハ　点　　検

(3) 当社は，(1)の調査の結果，技術基準に適合していると認めるときはその旨を，適合していないと認めるときは技術基準に適合させるためにとるべき措置およびその措置をとらなかった場合に生ずると予想される結果を，需要者にお知らせいたします。

なお，調査結果の通知は，調査年月日，係員，調査についての照会先等を記載した文書により，原則として調査時に行ないます。

77 調査等の委託

(1) 当社は，76（調査）の業務の全部または一部を経済産業大臣の登録を受けた調査機関（以下「登録調査機関」といいます。）に委託することがあります。

(2) 当社は，(1)によって委託した場合には，委託先の名称，所在地および委託した業務内容等を記載した文書等により，需要者にお知らせいたします。

78 調査に対する需要者の協力

(1) 需要者が電気工作物の変更の工事を行なった場合には，その工事が完成したとき，すみやかにその旨を当社または登録調査機関に通知していただきます。

(2) 当社は，76（調査）(1)により調査を行なうにあたり，必要があるときは，需要者の承諾をえて電気工作物の配線図を提示していただきます。

79　検査または工事の受託

(1) 低圧で供給する場合，契約者または需要者は，保安上必要な電気工作物の検査を当社に申し込むことができます。

(2) (1)の申込みを受けた場合には，当社は，すみやかに検査を行ないます。この場合には，当社は，検査料として実費を申し受けます。ただし，軽易なものについては，無料とすることがあります。

(3) 低圧で供給する場合，契約者または需要者は，保安上必要な電気工作物の工事を当社に申し込むことができます。

(4) (3)の申込みを受けた場合には，当社は，できる限りこれを受託いたします。受託したときには，当社は，実費を申し受けます。ただし，電線被覆損傷箇所のテープ巻き等の軽易なものについては，材料費（消耗品を除きます。）のみを申し受けます。

80　自家用電気工作物

需要者の電気工作物のうち自家用電気工作物については，この約款のうち次のものは，適用いたしません。

(1) 76（調　　査）

(2) 77（調査等の委託）

(3) 78（調査に対する需要者の協力）

(4) 79（検査または工事の受託）

附　　則

１　実　施　期　日

この約款は，令和７年４月１日から実施いたします。

２　受電電気方式，供給電気方式，受電電圧および供給電圧についての特別措置

受電電気方式，供給電気方式，受電電圧および供給電圧については，当社の供給設備の都合でやむをえない場合には，当分の間，本則にかかわらず交流３相３線式標準電圧3,000ボルトまたは13,800ボルトで託送供給等を行なうことがあります。この場合において，料金その他の供給条件は，3,000ボルトで託送供給等を行なうときには高圧で託送供給等を行なう場合に，また，13,800ボルトで託送供給等を行なうときには標準電圧20,000ボルトで託送供給等を行なう場合に準ずるものといたします。

３　揚水発電設備等が設置された需要場所に接続供給を行なう場合の特別措置

(1)に定める適用範囲に該当する接続供給契約で，あらかじめ契約者から申出がある場合は，料金および必要となるその他の供給条件は次のとおりといたします。

(1) 適　用　範　囲

イ　揚水発電設備等が設置された需要場所に供給され揚水または蓄電された接続供給に係る電気が，当該需要場所以外の需要場所に託送供給される場合であること。

ロ　イの接続供給に係る電気と，それ以外の電気（揚水発電設備等が設置された需要場所内で使用される電気や揚水発電設備等が設置された需要場所内で発電または放電された電気等をいいます。）とを，物理的に区分する等，何らかの方法で明確に区分が可能となるよう措置されており，(ｲ)および(ﾛ)を明確に区分して定めることが可能であること。ただし，技術上，経済上やむをえない場合等特別の事情がある場合は，(ｲ)および(ﾛ)をあらかじめ契約者と当社との協議により定めることがあります。

(ｲ) 当該供給地点におけるイの接続供給に係る電気に相当する最大電力（キロワット）（以下「揚水最大電力」といいます。）およびそれ以外の電気の最大電力（以下「その他最大電力」といいます。）

(ﾛ) 当該供給地点におけるイの接続供給に係る電気に相当する電力量（以下「揚水等接続供給電力量」といいます。）およびそれ以外の電気の電力量（以下「その他接続供給電力量」といいます。）

ハ　イおよびロにおける揚水発電設備等については，あらかじめ定められた順序または手続き等にしたがって揚水または蓄電および発電または放電を制御することが可能なものであること。

(2) 接続送電サービス料金または臨時接続送電サービス料金

接続送電サービス料金または臨時接続送電サービス料金は，供給地点ごとに，あらかじめ１年ごとに契約者と当社との協議により揚水発電設備等における揚水または蓄電および発電等に係る電気の損失率（以下「揚水等損失率」といいます。）を定め，19（接続送電サービス）(3)イ(ﾛ) d，(ﾊ) d，(ﾆ) d，(ﾎ) c，(ﾍ) c，(ﾄ) c，ロ(ｲ) c，(ﾛ) c，(ﾊ) c，ハ(ｲ) c，(ﾛ) c もしくは(ﾊ) c，または，20（臨時接続送電サービス）(3)イ(ﾛ) c，(ﾆ) c，ロ(ﾊ)もしくはハ(ﾊ)の適用にあたっては，接続送電サービス料金または臨時接続送電サービス料金の算定上，イ(ｲ)または(ﾛ)により，接続供給課金対象電力または接続供給課金対象電力量を定め，接続送電サービス契約電力もしくは臨時接続送電サービス契約電力または接続供給電力量に代えて適用いたします。

なお，高圧または特別高圧で供給する場合で，１年を通じて最大需要電力等が夜間時間に発生するときのピークシフト電力は，19（接続送電サービス）(4)ハにかかわらず，ロといたします。

イ　接続供給課金対象電力または接続供給課金対象電力量

(ｲ) 接続供給課金対象電力

当該供給地点における接続供給課金対象電力（キロワット）は，次のとおりといたします。

$$\text{接続供給課金対象電力} = \text{揚水最大電力} \times \text{揚水等損失率} + \text{その他最大電力}$$

(ﾛ) 接続供給課金対象電力量

当該供給地点における接続供給課金対象電力量は，次のとおりといたします。

$$\text{接続供給課金対象電力量} = \text{揚水等接続供給電力量} \times \text{揚水等損失率} + \text{その他接続供給電力量}$$

ロ　１年間を通じての最大需要電力等が夜間時間に発生する場合のピークシフト電力

高圧または特別高圧で供給する場合のピークシフト電力は，需要者の負荷移行により昼間時間から夜間時間に移行された増分電力をいい，その需要者の接続送電サービス契約電力からその需要者の１年を通じての昼間時間における接続供給電力の最大値を差し引いた値を上限として，夜間時間に移行する負荷設備の容量（キロワット），揚水最大電力およびその他最大電力ならびに揚水等損失率等にもとづき，あらかじめ契約者と当社との協議によって定めます。

なお，各月の昼間時間における接続供給電力の最大値の実績等から，ピークシフト電力が不適当と認められる場合には，すみやかに昼間時間最大電力を修正のうえ，ピークシフト電力を適正なものに変更していただきます。

ハ　そ　　の　　他

(ｲ) 19（接続送電サービス）(3)イ(ｲ) a に該当する場合は，19（接続送電サービス）(3)イ(ﾛ) a，(ﾊ) a または(ﾆ) a にかかわらず，電灯標準接続送電サービス，電灯時間帯別接続送電サービスまたは電灯従量接続送電サービス（自己等への電気の供給の用に供する接続供給の場合に限ります。）を適用いたします。

(ﾛ) 20（臨時接続送電サービス）(3)イ(ｲ) a に該当する場合は，20（臨時接続送電サービス）(3)イ(ﾛ) a にかかわらず，電灯臨時接続送電サービスを適用いたします。

(ﾊ) 20（臨時接続送電サービス）(3)イ(ﾊ) a に該当する場合は，20（臨時接続送電サービス）(3)イ(ﾆ) a にかかわらず，動力臨時接続送電サービス

を適用いたします。

(3) 電力および電力量の算定

当社または当社の供給区域で事業を営む配電事業者が指定する系統安定上必要な調整機能を有する揚水発電設備等であって別途当社または当社の供給区域で事業を営む配電事業者と調整に関する契約を締結する設備が設置された需要場所に接続供給を行なう場合で，電気の使用に係る調整を行なうときは，接続対象計画電力量，接続対象計画差対応補給電力量および接続対象計画差対応余剰電力量は，31（電力および電力量の算定）(12)，(22)および(23)にかかわらず，次のとおりといたします。

イ　接続対象計画電力量

接続対象計画電力量は，30分ごとの接続対象電力量の計画値（供給地点が複数ある場合はその合計といたします。）で，契約者があらかじめ電力広域的運営推進機関を通じて当社に通知するものといたします。

なお，当社または当社の供給区域で事業を営む配電事業者が指定する系統安定上必要な調整機能を有する揚水発電設備等であって別途当社または当社の供給区域で事業を営む配電事業者と調整に関する契約を締結する設備が設置された需要場所に接続供給を行なう場合で，電気の使用に係る調整を行なうときは，契約者は，別途，当該供給地点における30分ごとの接続対象電力量の計画値をあらかじめ電力広域的運営推進機関を通じて当社に通知するものといたします。

ロ　接続対象計画差対応補給電力量

接続対象計画差対応補給電力量は，30分ごとの接続対象電力量がその30分における接続対象計画電力量を上回る場合に，30分ごとに，次の式により算定された値といたします。ただし，接続対象計画差対応補給電力量の算定上，当社または当社の供給区域で事業を営む配電事業者が指定する系統安定上必要な調整機能を有する揚水発電設備等であって別途当社または当社の供給区域で事業を営む配電事業者と調整に関する契約を締結する設備が設置された需要場所に接続供給を行なう場合で，電気の使用に係る調整を行なったとき（揚水発電設備等の故障等が発生したときを除きます。）

は，31（電力および電力量の算定）(8)にかかわらず，当該供給地点におけるその30分ごとの接続対象電力量の計画値にもとづき算定される当該供給地点におけるその30分ごとの接続供給電力量の計画値を当該供給地点におけるその30分ごとの接続供給電力量とみなし，接続対象電力量を算定いたします。

接続対象計画差対応補給電力量 ＝ 接続対象電力量 － 接続対象計画電力量

ハ　接続対象計画差対応余剰電力量

接続対象計画差対応余剰電力量は，30分ごとの接続対象電力量がその30分における接続対象計画電力量を下回る場合に，30分ごとに，次の式により算定された値といたします。ただし，接続対象計画差対応余剰電力量の算定上，当社または当社の供給区域で事業を営む配電事業者が指定する系統安定上必要な調整機能を有する揚水発電設備等であって別途当社または当社の供給区域で事業を営む配電事業者と調整に関する契約を締結する設備が設置された需要場所に接続供給を行なう場合で，電気の使用に係る調整を行なったとき（揚水発電設備等の故障等が発生したときを除きます。）は，31（電力および電力量の算定）(8)にかかわらず，当該供給地点におけるその30分ごとの接続対象電力量の計画値にもとづき算定される当該供給地点におけるその30分ごとの接続供給電力量の計画値を当該供給地点におけるその30分ごとの接続供給電力量とみなし，接続対象電力量を算定いたします。

接続対象計画差対応余剰電力量 ＝ 接続対象計画電力量 － 接続対象電力量

(4) 計量器等の取付け

料金の算定上必要な計量器等については，63（計量器等の取付け）によるものといたします。また，これに加え，(1)イの接続供給に係る電気と，それ以外の電気（揚水発電設備等が設置された需要場所内で使用される電気や揚水発電設備等が設置された需要場所内で発電または放電された電気等をいいます。）とを，(1)ロによって区分する場合には，区分するために必要な計量

器およびその付属装置は，原則として，当社の所有とし，当社の負担で取り付けます。

(5) 供給電圧と計量電圧が異なる場合の取扱い

接続供給電力量および最大需要電力等は，30（計量）および附則６（受電電圧および供給電圧と計量電圧が異なる場合の取扱い）にかかわらず，供給電圧と異なった電圧で計量することがあります。この場合，接続供給電力量および最大需要電力等は，計量された接続供給電力量および最大需要電力等を，供給電圧と同位にするために，あらかじめ契約者と当社との協議によって定められた計量損失率によって修正したものといたします。

(6) 分割接続供給の場合の取扱い

イ　この特別措置の適用を希望される場合は，あらかじめ双方の契約者で協議のうえ，当社へ申し出ていただきます。

ロ　この特別措置は，それぞれの契約者に係る接続送電サービスまたは臨時接続送電サービスに適用するものとし，それぞれの契約者に係る接続送電サービスまたは臨時接続送電サービスの取扱いは，(1)および(2)に準ずるものといたします。また，この場合は，33（料金の算定）⑿または⒀にもとづき料金の調整を行なうために，１供給地点につき，１接続送電サービスまたは１臨時接続送電サービスを適用したときの接続送電サービスまたは臨時接続送電サービスにおいてもこの特別措置を適用するものとし，当該接続送電サービスまたは臨時接続送電サービスの取扱いは，(1)および(2)に準ずるものといたします。

なお，揚水等損失率は，あらかじめ１年ごとに双方の契約者と当社との協議により供給地点ごとに定め，それぞれの契約者に係る接続送電サービス料金または臨時接続送電サービス料金および１供給地点につき，１接続送電サービスまたは１臨時接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービス料金または臨時接続送電サービス料金の算定にあたり，同一の値を使用するものといたします。

４　発電量調整供給契約についての特別措置［再生可能エネルギー発電設備］

(1) 契約者が特定契約を締結している場合もしくは特定送配電事業者が特定契約を締結している場合または契約者が当社と再生可能エネルギー電気卸供給契約を締結し，指定した再生可能エネルギー発電設備から電気を調達する場合は，原則として，契約者または特定送配電事業者との間で発電量調整供給契約を締結し，特例発電バランシンググループを設定していただきます。この場合，契約者が締結する特定契約に係る再生可能エネルギー発電設備，特定送配電事業者が締結する特定契約に係る再生可能エネルギー発電設備および当社との再生可能エネルギー電気卸供給契約に係る再生可能エネルギー発電設備は，同一のバランシンググループに属することはできないものといたします。

(2) (1)により発電量調整供給契約を締結する場合において，発電量調整供給契約（発電者から電気を受電する場合に限ります。）の申込みに先だち，契約者(当社と再生可能エネルギー電気卸供給契約を締結する契約者を除きます。)または特定送配電事業者は，受電地点特定番号を明らかにして，申込書（当社所定の様式によります。）により，受電側接続検討の申込みをしていただきます。

(3) (1)により発電量調整供給契約を締結する場合において，発電者が特定契約を締結する電気事業者の変更を希望され，または契約者が当社もしくは特定送配電事業者との再生可能エネルギー電気卸供給契約の変更を希望されることにともない当該発電者に係る発電量調整供給契約を変更するときは，当社は，51（契約の変更）(3)に準じて契約を変更していただくことがあります。

(4) (1)により発電量調整供給契約を締結する場合において，契約者が特定送配電事業者と再生可能エネルギー電気卸供給契約を締結し，指定した再生可能エネルギー発電設備から電気を調達することを希望されるときは，契約者は，当社が受電地点において発電量調整供給を行なう際に必要となる事項について，特定送配電事業者が当社に通知する旨を承諾した文書を提出していただきます。

(5) (1)により発電量調整供給契約を締結する場合において，契約者（特定送配電事業者が契約者となる場合を除きます。）が希望されるときは，契約者の

指定する発電バランシンググループ（当該発電バランシンググループにおける特定契約が平成28年４月１日以降に締結され，かつ，再生可能エネルギー特別措置法第２条第３項第５号に定めるバイオマスを電気に変換する認定発電設備〔以下「バイオマス発電設備」といいます。〕であって化石燃料を混焼するもの〔再生可能エネルギー特別措置法施行規則第14条第８号ニに定める地域資源バイオマス発電設備を除きます。〕であるときを除きます。）に係る料金および必要となるその他の供給条件は次のとおりといたします。

イ　８（契約の要件）(2)イは，適用いたしません。

ロ　発電量調整供給に係る料金は，18（料金）(2)にかかわらず，18（料金）(2)に定める料金，ホにより算定されるインバランスリスク料および再生可能エネルギー予測誤差対応調整力確保料といたします。ただし，契約者が当社と再生可能エネルギー電気卸供給契約を締結し，指定した再生可能エネルギー発電設備から電気を調達する場合は，インバランスリスク料および再生可能エネルギー予測誤差対応調整力確保料は申し受けません。

ハ　特例発電バランシンググループに係る発電量調整供給の料金単価は，23（発電量調整受電計画差対応電力）(2)イ(ハ)およびロ(ハ)にかかわらず，託送供給等約款料金算定規則第29条（卸電力取引所が公表する額に限ります。）にもとづき，30分ごとに算定される金額といたします。

ただし，契約者が特定契約を締結している場合の特例発電バランシンググループに係る発電量調整供給の料金単価は，23（発電量調整受電計画差対応電力）(2)イ(ハ)およびロ(ハ)にかかわらず，託送供給等約款料金算定規則附則第３条（卸電力取引所が公表する額に限ります。）にもとづき，30分ごとに算定される金額といたします。

この場合，23（発電量調整受電計画差対応電力）(2)イ(ロ)およびロ(ロ)にかかわらず，発電量調整受電計画差対応補給電力料金は，特例発電バランシンググループに係る発電量調整供給およびその他の発電バランシンググループに係る発電量調整供給について，それぞれ23（発電量調整受電計画差対応電力）(2)イ(ロ)に準じて算定したものの合計とし，発電量調整受電計画差対応余剰電力料金は，特例発電バランシンググループに係る発電量

調整供給およびその他の発電バランシンググループに係る発電量調整供給について，それぞれ23（発電量調整受電計画差対応電力）(2)ロ(ﾛ)に準じて算定したものの合計といたします。

ニ　特例発電バランシンググループに係る給電指令時補給電力料金単価は，26（給電指令時補給電力）(2)ニにかかわらず，託送供給等約款料金算定規則第29条（卸電力取引所が公表する額に限ります。）にもとづき，30分ごとに算定される金額といたします。

なお，契約者が特定契約を締結している場合の特例発電バランシンググループに係る給電指令時補給電力料金単価は，26（給電指令時補給電力）(2)ニにかかわらず，託送供給等約款料金算定規則附則第３条（卸電力取引所が公表する額に限ります。）にもとづき，30分ごとに算定される金額といたします。ただし，39（給電指令の実施等）(2) ニの場合で，ノンファーム電源に対して出力の抑制を実施したときの給電指令時補給電力料金単価は，39（給電指令の実施等）(5)により補給される電気を使用されているときの翌日取引を行なうための卸電力取引市場における30分ごとの売買取引の価格（売買取引に係る電力の受渡しが連系設備の送電容量等による制限を受けないものとして売買取引を行なうもの。）に消費税等相当額を加えた金額とし，当社が30分ごとに設定するものといたします。

この場合，26（給電指令時補給電力）(2)ロにかかわらず，給電指令時補給電力料金は，特例発電バランシンググループに係る補給およびその他の発電バランシンググループに係る補給について，それぞれ26（給電指令時補給電力）(2)ロに準じて算定したものの合計といたします。

ホ　インバランスリスク料は，特例発電バランシンググループにおける30分ごとの発電量調整受電電力量にインバランスリスク単価を適用してえられる金額のその１月の合計（合計額が負となる場合は零といたします。）といたします。また，再生可能エネルギー予測誤差対応調整力確保料は，特例発電バランシンググループにおける30分ごとの発電量調整受電電力量に，再生可能エネルギー予測誤差対応単価（再生可能エネルギー特別措置法施行規則に定める再生可能エネルギー予測誤差対応調整力確保に係る単価を

いいます。）を適用してえられる金額のその１月の合計といたします。

ヘ　インバランスリスク料および再生可能エネルギー予測誤差対応調整力確保料について必要となるその他の事項については，発電量調整受電計画差対応補給電力料金に準じて次の各項によるものといたします。

(ｲ) 29（料金の算定期間）

(ﾛ) 33（料金の算定）

(ﾊ) 34（支払義務の発生および支払期日）

(ﾆ) 35（料金その他の支払方法）

(ﾎ) 36（保証金）

(ﾍ) 48（違約金）

(ﾄ) 55（解約等）

ト　当社は，30分ごとの契約者が締結する特定契約または当社もしくは特定送配電事業者との再生可能エネルギー電気卸供給契約に係る発電量調整受電計画電力量を決定し，原則として発電量調整供給実施日の前々日の午後４時までに契約者に通知いたします。

また，当社は，当該発電量調整受電計画電力量の見直しを行い，変更後の発電量調整受電計画電力量を決定し，原則として発電量調整供給実施日の前日午前６時までに契約者に再通知いたします。

なお，契約者は，必要に応じて発電量調整受電計画電力量の決定に必要となる事項に関する文書を当社に提出していただきます。

チ　ローカル系統における電気の潮流が系統安定度等にもとづき算定される運用可能な容量を超過し，または超過するおそれがある場合で，当社がノンファーム電源の出力の抑制に係る通知を発電者または契約者に行なったときは，トにかかわらず，契約者は，発電量調整受電計画電力量の見直しを行なっていただきます。

リ　契約者は，発電量調整供給の実施に先だち，変更後の発電量調整受電計画電力量にもとづき発電計画を当社所定の様式により電力広域的運営推進機関を通じて当社に通知していただきます。

ヌ　リで定めた計画を変更する必要が生じた場合には，すみやかに当社に通

知していただきます。

ル　この料金その他の供給条件の適用を開始した後１年間はこの料金その他の供給条件の適用を継続していただきます。また，この料金その他の供給条件の適用を終了した後１年間はこの料金その他の供給条件を適用いたしません。

(6) (1)により発電量調整供給契約を締結する場合において，契約者が当社と再生可能エネルギー電気卸供給契約を締結し，指定した再生可能エネルギー発電設備から電気を調達するときは，契約者の指定する発電バランシンググループ（(5)において，契約者が希望される場合を除きます。）に係る料金および必要となるその他の供給条件は次のとおりといたします。

イ　発電量調整供給に係る料金は，18（料金）(2)にかかわらず，18（料金）(2)に定める料金およびロにより算定されるインバランスリスク料といたします。

ロ　インバランスリスク料は，特例発電バランシンググループにおける30分ごとの発電量調整受電電力量にインバランスリスク単価を適用してえられる金額のその１月の合計（合計額が負となる場合は零といたします。）といたします。

ハ　インバランスリスク料について必要となるその他の事項については，発電量調整受電計画差対応余剰電力料金に準じて次の各項によるものといたします。

(ｲ) 29（料金の算定期間）

(ﾛ) 33（料金の算定）

(ﾊ) 34（支払義務の発生および支払期日）

(ﾆ) 35（料金その他の支払方法）

(7) (1)により発電量調整供給契約を締結する発電場所（低圧で受電する場合に限ります。）において，イに該当する複数の発電設備等（各発電設備等の出力が10キロワット未満の場合に限ります。また，特定送配電事業者が特定契約を締結する再生可能エネルギー発電設備を除きます。）を使用する発電場所で，契約者または発電契約者から適用の申出がある場合は，当分の間，必

要となるその他の供給条件は，ロからホのとおりといたします。

イ　適　　用

次のいずれかに該当する場合に適用いたします。

(ｲ) 特定契約に係る再生可能エネルギー発電設備とそれ以外の発電設備等を設置する発電場所で，特定契約に係る再生可能エネルギー発電設備以外の電気を発電契約者が受電する場合

(ﾛ) 特定契約に係る再生可能エネルギー発電設備を複数設置する発電場所で，契約者が特定契約を締結する再生可能エネルギー発電設備と当社が特定契約を締結する再生可能エネルギー発電設備が混在する場合または当社の再生可能エネルギー電気卸供給約款にもとづき指定した再生可能エネルギー発電設備から電気を調達する場合

ロ　供給および契約の単位

当社は，15（供給および契約の単位）(1)にかかわらず，１発電場所について１系統連系受電サービスを適用（当社が特定契約を締結している場合〔発電契約者が発電者との間で電力受給に関する契約を締結している場合を除きます。〕を除きます。）し，１電気方式，１引込，２計量をもって発電量調整供給を行ないます。この場合，当該発電場所に係る発電バランシンググループは，計量区分ごとに発電バランシンググループを設定していただきます。

ハ　計　　量

当社は，30（計量）(1)にかかわらず，発電量調整受電電力量は，受電地点ごとに取り付けた記録型計量器および複数の発電設備等を区分するために取り付けた記録型計量器により，受電電圧と同位の電圧で，30分単位で計量いたします。また，受電地点に取り付けた記録型計量器で計量された電力量と複数の発電設備等を区分するために取り付けた記録型計量器で計量された電力量の差し引きにより，30分ごとに，発電バランシンググループごとに，電力量を仕訳いたします。この場合，31（電力および電力量の算定）の電力および電力量の算定上，仕訳後の電力量を受電地点で計量された電力量とみなします。

ニ　38（託送供給等の実施）(3)へは，適用いたしません。

ホ　イの適用を廃止しようとされる場合またはイの適用に該当しなくなった場合は，当該発電場所に係る取扱いを終了させるための適当な処置を行ないます。

なお，必要に応じて契約者，発電契約者および発電者に協力していただきます。

(8) 契約者が化石燃料を混焼するバイオマス発電設備から契約者が締結する特定契約に係る電気を受電する場合，当該バイオマス発電設備に係る発電量調整受電電力量は，次のとおりといたします。

イ　特例発電バランシンググループに係る発電量調整受電電力量は，当該バイオマス発電設備の受電地点で30分ごとに計量された電力量に，当該バイオマス発電設備のバイオマス比率（発電によりえられる電気の量に占めるバイオマスを変換してえられる電気の量の割合をいい，特定契約の料金の算定期間ごとに算定される値といたします。）を乗じてえた値とし，30分ごとに算定いたします。

ロ　契約者は，当該バイオマス発電設備の受電地点において他の特例発電バランシンググループに係る発電量調整供給契約等と同一計量する場合は，イの電力量の仕訳に係る順位を，38（託送供給等の実施）(3)へに準じて電力広域的運営推進機関を通じて当社に通知していただきます。

ハ　イのバイオマス比率は，算定後すみやかに契約者から当社に通知していただきます。この場合，当社は，必要に応じて，バイオマス比率の算定根拠に関する文書を契約者から提出していただきます。

ニ　特例発電バランシンググループと同一計量する発電バランシンググループに係る発電量調整受電電力量は，当該バイオマス発電設備の受電地点で計量された30分ごとの電力量からイおよびロにより算定された特例発電バランシンググループに係る30分ごとの発電量調整受電電力量を差し引いた値にもとづき，本則に準じて算定いたします。

(9) その他の事項については，発電契約者および発電者の場合に準ずるものといたします。

５　離島についての特別措置

(1) 系統連系受電サービス料金

電気事業法第２条第１項第８号イに定める離島(以下「離島」といいます。)における系統連系受電サービスの基本料金は，22（系統連系受電サービス）(3)イにかかわらず，次のとおりといたします。

系統連系受電課金対象電力１キロワットにつき	特別高圧系統のある離島（宮古島，池間島，大神島，来間島，伊良部島，下地島，石垣島，竹富島，西表島，鳩間島，由布島，小浜島，黒島，新城島（上地），新城島（下地））	67 円 60 銭
	特別高圧系統のない離島（粟国島，渡名喜島，久米島，奥武島，オーハ島，北大東島，南大東島，多良間島，水納島，波照間島，与那国島）	67 円 58 銭

(2) 発電量調整受電計画差対応補給電力料金単価等

電気事業法第２条第１項第８号イに定める離島(以下「離島」といいます。)における発電量調整受電計画差対応補給電力料金単価，接続対象計画差対応補給電力料金単価，需要抑制量調整受電計画差対応補給電力料金単価または給電指令時補給電力料金単価については，23（発電量調整受電計画差対応電力）(2)イ(ハ)，24（接続対象計画差対応電力）(2)イ(ハ)，25（需要抑制量調整受電計画差対応電力）(2)イ(ハ)，26（給電指令時補給電力）(1)ニまたは(2)ニにかかわらず，次のとおりといたします。

１キロワット時につき	38 円 90 銭

ただし，当社が指定する要件を有する発電設備等またはファーム電源であって別途当社と給電指令時補給電力料金に関する契約を締結する設備に係る給電指令時補給電力料金単価は，当該契約によるものといたします。

(3) 発電量調整受電計画差対応余剰電力料金単価等

離島における発電量調整受電計画差対応余剰電力料金単価，接続対象計画差対応余剰電力料金単価または需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力料金

単価については，23（発電量調整受電計画差対応電力）(2)ロ(ハ)，24（接続対象計画差対応電力）(2)ロ(ハ)または25（需要抑制量調整受電計画差対応電力）(2)ロ(ハ)にかかわらず，次のとおりといたします。

1キロワット時につき	19円84銭

6　受電電圧および供給電圧と計量電圧が異なる場合の取扱い

発電量調整受電電力量，接続供給電力量，最大連系電力等および最大需要電力等は，30（計量）にかかわらず，当分の間，やむをえない場合には，受電電圧および供給電圧と異なった電圧で計量いたします。この場合，発電量調整受電電力量，接続供給電力量，最大連系電力等および最大需要電力等は，計量された発電量調整受電電力量，接続供給電力量，最大連系電力等および最大需要電力等を，受電電圧および供給電圧と同位にするために原則として３パーセントの計量損失率によって修正したものといたします。

7　記録型計量器以外の計量器で計量する場合の特別措置

(1) 低圧で供給する場合で，30分ごとに計量することができない計量器（以下「記録型計量器以外の計量器」といいます。）で計量するときの接続供給電力量および接続送電サービス契約電力については,次のとおりといたします。

イ　移行期間における30分ごとの接続供給電力量

その１月のうち記録型計量器以外の計量器で計量する期間（以下「移行期間」といいます。）における30分ごとの接続供給電力量は，移行期間において計量された接続供給電力量を移行期間における30分ごとの接続供給電力量として均等に配分してえられる値といたします。ただし，移行期間の接続供給電力量を時間帯区分ごとに計量する場合は，移行期間において各時間帯区分ごとに計量された接続供給電力量をそれぞれの時間帯区分の30分ごとの接続供給電力量として均等に配分してえられる値といたします。

ロ　移行期間において料金の変更があった場合の30分ごとの接続供給電力量

ハ，19（接続送電サービス）(2)イ(ﾛ)または20（臨時接続送電サービス）(2)イによって，接続送電サービス契約電力または臨時接続送電サービス契約電力を定める場合で，移行期間において，接続送電サービスの種別，臨時接続送電サービスの種別，接続送電サービス契約電力，臨時接続送電サービス契約電力等を変更したことにより，料金に変更があったときは，移行期間における接続供給電力量を，料金の変更のあった日の前後の期間の日数にそれぞれ接続送電サービス契約電力または臨時接続送電サービス契約電力を乗じた値の比率により区分して算定いたします。

この場合，移行期間における料金の変更のあった日の前後の接続供給電力量を，イに準じて，30分ごとの接続供給電力量として均等に配分いたします。

ハ　接続送電サービス契約電力

契約者が19（接続送電サービス）(2)イ(ｲ)によって接続送電サービス契約電力を定めることを希望される場合は，当分の間，19（接続送電サービス）(2)イ(ｲ)にかかわらず，供給地点ごとに，負荷設備の容量等を基準として，契約者と当社との協議によって定めることがあります。

(2) 発電量調整供給の場合で，当該発電量調整供給に係る発電量調整受電電力量を記録型計量器以外の計量器で計量するときの30分ごとの発電量調整受電電力量の計量値は，当分の間，発電契約者と当社との協議によって定めます。

なお，高圧または特別高圧で受電する場合の最大連系電力等は，原則として，発電量調整受電電力の最大値といたします。

8　発電量調整供給に係る発電設備等が調整電源に該当する場合の特別措置

(1) 1発電場所において，調整電源に該当する発電設備等が複数存在する場合で，当該複数の調整電源のうち，一部の調整電源の故障等が発生したときは，31（電力および電力量の算定）⑳イおよび㉑イにおける発電量調整受電計画差対応補給電力量および発電量調整受電計画差対応余剰電力量の算定上，31（電力および電力量の算定）(2)イにかかわらず，発電契約者と当社との協議によってその30分ごとに定めた値を，当該受電地点におけるその30分ごと

の発電量調整受電電力量とみなします。

(2) １発電場所において，調整電源に該当する発電設備等と調整電源に該当しない発電設備等が混在する場合は，調整電源に該当する発電設備等と調整電源に該当しない発電設備等を異なる発電バランシンググループに設定していただきます。また，当該受電地点における30分ごとの電力量および電力量の計画値は，発電契約者と当社との協議によって発電バランシンググループごとに定めます。この場合，31（電力および電力量の算定）の電力および電力量の算定上，協議により定めた値を，当該受電地点において30分ごとに計量された電力量および当該受電地点において当社が発電契約者から受電する電気の30分ごとの電力量の計画値とみなします。

９　損害賠償の免責についての特別措置［再生可能エネルギー発電設備］

発電者が再生可能エネルギー特別措置法附則第４条第１項に定める旧特定供給者に該当する場合で，39（給電指令の実施等）によって発電者の発電もしくは放電を制限し，または中止したことにより，発電者が損害（再生可能エネルギー特別措置法施行規則第14条第８号トにおいて特定契約申込者が補償を求めることができるとされている場合の損害に限ります。）を受けたときは，49（損害賠償の免責）(1)にかかわらず，発電契約者の求めに応じ，当社は，当該損害について，再生可能エネルギー特別措置法施行規則第14条第８号トに定める額を限度として，補償するものといたします。

なお，当社は，同一の原因により発電契約者または発電者の受けた当該損害について，賠償の責めを負いません。

10　みなし小売電気事業者についての特別措置

この約款実施の際現に改正前の電気事業法附則第２条において，改正後の電気事業法第２条の２の登録を受けたものとみなされた小売電気事業者における需要抑制量調整供給に係る取り扱いは，この約款における契約者とみなして取り扱います。

11　軽負荷期等における電気の使用に係る特別措置

(1) 需要者の発電設備の停止または出力の抑制により生じた不足電力の補給にあてるための電気を使用される場合における特別措置

イに定める適用範囲に該当する接続供給契約で，あらかじめ契約者からこの特別措置の適用の申出がある場合の料金および必要となるその他の供給条件は，当分の間，次のとおりといたします。

イ　適 用 範 囲

契約者が次の時間帯に，19（接続送電サービス）(2)ニによって接続送電サービス契約電力を定める供給地点において，需要者の発電設備の停止または出力の抑制により生じた不足電力の補給にあてるための電気を使用する場合に適用いたします。

(ｲ) 軽負荷期（毎年１月１日から４月30日までおよび11月１日から12月31日までの期間をいいます。）における土曜日，日曜日または「国民の祝日に関する法律」に規定する休日，１月２日，１月３日，１月４日，12月30日および12月31日の午前９時から午後５時までの時間

(ﾛ) 再生可能エネルギー発電設備出力抑制対象時間（当社が再生可能エネルギー発電設備の出力抑制の可能性または出力抑制の要請を公表した場合における当該出力抑制の対象となる時間帯をいいます。）

ロ　特別措置の適用申込みおよび使用の申出

(ｲ) 契約者は，この特別措置の適用を希望する供給地点に係る事項（需要者の名称，需要場所〔供給地点特定番号を含みます。〕）を明らかにして，当社所定の様式により，申込みをしていただきます。

(ﾛ) 原則として，当社が指定する期限までに，使用の申出をしていただきます。

(ﾊ) 15（供給および契約の単位）(2)ロによって当社が分割接続供給を行なう場合で，この特別措置の適用を希望され，需要者の発電設備の停止または出力の抑制により生じた不足電力の補給にあてるための電気を使用されるときは，あらかじめ双方の契約者で協議のうえ，(ｲ)および(ﾛ)に準じて，申込みおよび申出をしていただきます。

ハ　接続送電サービス契約電力

接続送電サービス契約電力は，19（接続送電サービス）(2)ニによって定めた値といたします。

なお，19（接続送電サービス）(2)ニの不足電力の補給にあてるための電気の供給分以外の供給分の算定上，この特別措置により電気を使用されたその１月の最大需要電力等は，その１月の最大需要電力等から19（接続送電サービス）(2)ニの契約者と当社との協議によって定めた値を差し引いたものといたします。

また，１年間を通じての最大需要電力等が夜間時間に発生するときの昼間時間最大電力は，19（接続送電サービス）(4)ロにかかわらず，(ｲ)とし，ピークシフト電力は，19（接続送電サービス）(4)ハにかかわらず，(ﾛ)といたします。

(ｲ) 昼間時間最大電力

昼間時間最大電力は，需要場所における負荷設備および受電設備の内容，1年間を通じての昼間時間における最大の負荷，同一業種の負荷率，操業度等を基準として，契約者と当社との協議により，適用の対象とする供給地点ごとに定めます。また，分割接続供給の場合は，それぞれの契約者に係る昼間時間最大電力とあわせて，33（料金の算定）(12)にもとづき料金の調整を行なうために，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用したときの昼間時間最大電力を双方の契約者と当社との協議によって定めます。ただし，19（接続送電サービス）(2)イによって接続送電サービス契約電力を定める場合の昼間時間最大電力は，１年を通じての昼間時間における接続供給電力（分割接続供給の場合は，33〔料金の算定〕(12)にもとづき料金の調整を行なうために，1供給地点につき，1接続送電サービスを適用したときの接続供給電力は仕訳前の電力量によって算定いたします。）の最大値といたします。また，19（接続送電サービス）(2)ニによって接続送電サービス契約電力を定める場合で，需要者の発電設備の検査，補修，事故（停電による停止等を含みます。）または，当社が，イ(ｲ)または(ﾛ)の時間帯に，需要者の発電設備を停止または出力を抑制

したことにより生じた不足電力の補給にあてるための電気の供給分以外の供給分について，19（接続送電サービス）(2)イに準じて値を定めるときの昼間時間最大電力は，昼間時間における30分ごとの接続供給電力量（分割接続供給の場合は，33〔料金の算定〕⑿にもとづき料金の調整を行なうために，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用したときの接続供給電力量は仕訳前の電力量といたします。）からその30分の当該電気の使用分（契約者と当社との協議によりあらかじめ定めた方法によって算定いたします。）を差し引いた値を２倍した値の１年を通じての最大値に，19（接続送電サービス）(2)ニで原則として需要者の発電設備の容量を基準として契約者と当社との協議によって定めた値を加えたものといたします。

(ﾛ) ピークシフト電力

ピークシフト電力は，需要者の負荷移行により昼間時間から夜間時間に移行された増分電力をいい，適用の対象とする供給地点ごとに，１月につき次のとおり算定いたします。また，分割接続供給の場合は，それぞれの契約者に係るピークシフト電力とあわせて，33（料金の算定）⑿にもとづき料金の調整を行なうために，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用したときのピークシフト電力を，１月につき次のとおり算定いたします。

なお，19（接続送電サービス）(2)イによって接続送電サービス契約電力を定める場合は，次の式における適用の対象とする供給地点の接続送電サービス契約電力は，当該供給地点の１年を通じての夜間時間における最大需要電力等といたします。

また，19（接続送電サービス）(2)ニによって接続送電サービス契約電力を定める場合で，需要者の発電設備の検査，補修，事故（停電による停止等を含みます。）または，当社が，イ(ｲ)または(ﾛ)の時間帯に，需要者の発電設備を停止または出力を抑制したことにより生じた不足電力の補給にあてるための電気の供給分以外の供給分について，19（接続送電サービス）(2)イに準じて値を定めるときは，次の式における適用の対象とす

る供給地点の接続送電サービス契約電力は，当該供給地点の夜間時間における30分ごとの接続供給電力量からその30分の当該不足電力の補給にあてるための電気の使用分（契約者と当社との協議によりあらかじめ定めた方法によって算定いたします。）を差し引いた値を２倍した値の１年を通じての最大値に，19（接続送電サービス）(2)ニで原則として需要者の発電設備の容量を基準として契約者と当社との協議によって定めた値を加えたものといたします。

$$\text{ピークシフト電力} = \begin{array}{c}\text{適用の対象とする供給地点の}\\ \text{接続送電サービス契約電力}\end{array} - \begin{array}{c}\text{当該供給地点の}\\ \text{昼間時間最大電力}\end{array}$$

なお，各月の昼間時間における接続供給電力の最大値の実績等から，ピークシフト電力が不適当と認められる場合には，すみやかに昼間時間最大電力を修正のうえ，ピークシフト電力を適正なものに変更していただきます。

ニ　接続送電サービス料金

この特別措置により電気を使用したときの基本料金は，19（接続送電サービス）(3)ロ(ｲ) c (a)，(ﾛ) c (a)，ハ(ｲ) c (a)または(ﾛ) c (a)における需要者の発電設備の検査，補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気をまったく使用しないときに準じて算定いたします。ただし，その１月にこの特別措置により電気を使用し，かつ，需要者の発電設備の検査，補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気を使用したときの基本料金は，19 (接続送電サービス) (3)ロ(ｲ) c (a)，(ﾛ) c (a)，ハ(ｲ) c (a)または(ﾛ) c (a)に準じて算定いたします。

ホ　そ　　の　　他

(ｲ)　当社は，契約者との間で，この特別措置の適用に必要となる事項について，別途覚書を締結することがあります。

(ﾛ)　当社は，電気の需給状況その他によってやむをえない場合には，この特別措置の適用をしないことがあります。

(2)　１年間を通じての最大需要電力等が負荷移行先時間に発生する場合の取扱

いについての特別措置

イ　19（接続送電サービス）(4)の適用を受ける供給地点において，需要者が軽負荷期における土曜日の午前９時から午後５時までの時間または再生可能エネルギー発電設備出力抑制対象時間に負荷移行を行ない，１年間を通じての最大需要電力等が負荷移行先時間（夜間時間，軽負荷期における土曜日の午前９時から午後５時までの時間および再生可能エネルギー発電設備出力抑制対象時間をいいます。）に発生する場合で，契約者と当社との協議がととのったときのその供給地点の各月の接続送電サービス料金は，当分の間，19（接続送電サービス）(4)にかかわらず，19（接続送電サービス）(3)によって算定された金額から(ｲ)によって算定されたピークシフト割引額を差し引いたものといたします。

(ｲ) ピークシフト割引額

ピークシフト割引額は，19（接続送電サービス）(4)イに準じて算定された金額といたします。この場合，19（接続送電サービス）(4)イにいうハのピークシフト電力は，(ﾊ)のピークシフト電力といたします。

(ﾛ) 負荷移行元時間最大電力

１年間を通じての負荷移行元時間（負荷移行先時間以外の時間をいいます。）における最大の接続供給電力（以下「負荷移行元時間最大電力」といいます。）は，需要場所における負荷設備および受電設備の内容，１年間を通じての負荷移行元時間における最大の負荷，同一業種の負荷率，操業度等を基準として，契約者と当社との協議により，適用の対象とする供給地点ごとに定めます。また，分割接続供給の場合は，それぞれの契約者に係る負荷移行元時間最大電力とあわせて，33（料金の算定）(12)にもとづき料金の調整を行なうために，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用したときの負荷移行元時間最大電力を双方の契約者と当社との協議によって定めます。ただし，19（接続送電サービス）(2)イによって接続送電サービス契約電力を定める場合の負荷移行元時間最大電力は，１年を通じての負荷移行元時間における接続供給電力（分割接続供給の場合は，33〔料金の算定〕(12)にもとづき料金の調整を行なうために，１

供給地点につき，１接続送電サービスを適用したときの接続供給電力は仕訳前の電力量によって算定いたします。）の最大値といたします。また，19（接続送電サービス）(2)ニによって接続送電サービス契約電力を定める場合で，需要者の発電設備の検査，補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気の供給分以外の供給分について，19（接続送電サービス）(2)イに準じて値を定めるときの負荷移行元時間最大電力は，負荷移行元時間における30分ごとの接続供給電力量（分割接続供給の場合は，33〔料金の算定〕⑿にもとづき料金の調整を行なうために，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用したときの接続供給電力量は仕訳前の電力量といたします。）からその30分の当該電気の使用分（契約者と当社との協議によりあらかじめ定めた方法によって算定いたします。）を差し引いた値を２倍した値の１年を通じての最大値に，19（接続送電サービス）(2)ニで原則として需要者の発電設備の容量を基準として契約者と当社との協議によって定めた値を加えたものといたします。

(ハ) ピークシフト電力

ピークシフト電力は，適用の対象とする供給地点ごとに，１月につき次のとおり算定いたします。また，分割接続供給の場合は，それぞれの契約者に係るピークシフト電力とあわせて，33（料金の算定）⑿にもとづき料金の調整を行なうために，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用したときのピークシフト電力を，１月につき次のとおり算定いたします。

なお，19（接続送電サービス）(2)イによって接続送電サービス契約電力を定める場合は，次の式における適用の対象とする供給地点の接続送電サービス契約電力は，当該供給地点の１年を通じての負荷移行先時間における最大需要電力等といたします。

また，19（接続送電サービス）(2)ニによって接続送電サービス契約電力を定める場合で，需要者の発電設備の検査，補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気の供給分以外の供給分について，19（接続送電サービス）(2)イに準じて

値を定めるときは，次の式における適用の対象とする供給地点の接続送電サービス契約電力は，当該供給地点の負荷移行先時間における30分ごとの接続供給電力量からその30分の当該不足電力の補給にあてるための電気の使用分（契約者と当社との協議によりあらかじめ定めた方法によって算定いたします。）を差し引いた値を２倍した値の１年を通じての最大値に，19（接続送電サービス）(2)ニで原則として需要者の発電設備の容量を基準として契約者と当社との協議によって定めた値を加えたものといたします。

$$\text{ピークシフト電力} = \text{適用の対象とする供給地点の接続送電サービス契約電力} - \text{当該供給地点の負荷移行元時間最大電力}$$

なお，各月の負荷移行元時間における接続供給電力の最大値の実績等から，ピークシフト電力が不適当と認められる場合には，すみやかに負荷移行元時間最大電力を修正のうえ，ピークシフト電力を適正なものに変更していただきます。

(ﾆ) １年間を通じて負荷移行先時間に最大需要電力等が発生しないことが明らかになった場合等については，本取扱いの適用をただちに解消いたします。

なお，それが19（接続送電サービス）(4)の取扱い適用後１年に満たない場合は，既に適用したピークシフト割引額（19〔接続送電サービス〕(4)によって適用したピークシフト割引額を含みます。）の合計金額を本取扱いの適用が解消された月の接続送電サービス料金に加算したものをその月の接続送電サービス料金として算定いたします。

また，この取扱いの適用が解消された後１年に満たない場合は，この取扱いを適用いたしません。

(ﾎ) この特別措置の適用にともない，19（接続送電サービス）(4)ニに該当する場合であっても，19（接続送電サービス）(4)ニに定める適用後１年に満たない場合の取扱いは適用いたしません。

ﾛ 高圧または特別高圧で供給する場合で，需要者が負荷移行元時間から負荷移行先時間への負荷移行を行なった結果，１年間を通じての最大需要電

力等が負荷移行先時間に発生し，かつ，契約者が標準接続送電サービスまたは時間帯別接続送電サービスの適用を受け，契約者と当社との協議がととのったときのその供給地点の各月の接続送電サービス料金は，当分の間，19（接続送電サービス）(3)によって算定された金額から(ｲ)によって算定されたピークシフト割引額を差し引いたものといたします。

(ｲ) ピークシフト割引額

ピークシフト割引額は，19（接続送電サービス）(4)イに準じて算定された金額といたします。この場合，19（接続送電サービス）(4) イにいうハのピークシフト電力は，(ﾊ)のピークシフト電力といたします。

(ﾛ) 負荷移行元時間最大電力

１年間を通じての負荷移行元時間最大電力は，需要場所における負荷設備および受電設備の内容，１年間を通じての負荷移行元時間における最大の負荷，同一業種の負荷率，操業度等を基準として，契約者と当社との協議により，適用の対象とする供給地点ごとに定めます。また，分割接続供給の場合は，それぞれの契約者に係る負荷移行元時間最大電力とあわせて，33（料金の算定）⑿にもとづき料金の調整を行なうために，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用したときの負荷移行元時間最大電力を双方の契約者と当社との協議によって定めます。ただし，19（接続送電サービス）(2)イによって接続送電サービス契約電力を定める場合の負荷移行元時間最大電力は，１年を通じての負荷移行元時間における接続供給電力（分割接続供給の場合は，33〔料金の算定〕⑿にもとづき料金の調整を行なうために，1供給地点につき，1接続送電サービスを適用したときの接続供給電力は仕訳前の電力量によって算定いたします。）の最大値といたします。また，19（接続送電サービス）(2)ニによって接続送電サービス契約電力を定める場合で，需要者の発電設備の検査，補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気の供給分以外の供給分について，19（接続送電サービス）(2)イに準じて値を定めるときの負荷移行元時間最大電力は，負荷移行元時間における30分ごとの接続供給電力量（分割接続供給の

場合は，33〔料金の算定〕⑿にもとづき料金の調整を行なうために，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用したときの接続供給電力量は仕訳前の電力量といたします。）からその30分の当該電気の使用分（契約者と当社との協議によりあらかじめ定めた方法によって算定いたします。）を差し引いた値を２倍した値の１年を通じての最大値に，19（接続送電サービス）(2)ニで原則として需要者の発電設備の容量を基準として契約者と当社との協議によって定めた値を加えたものといたします。

(ﾊ) ピークシフト電力

ピークシフト電力は，需要者の負荷移行により負荷移行元時間から負荷移行先時間に移行された増分電力をいい，適用の対象とする供給地点ごとに，１月につき次のとおり算定いたします。また，分割接続供給の場合は，それぞれの契約者に係るピークシフト電力とあわせて，33（料金の算定）⑿にもとづき料金の調整を行なうために，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用したときのピークシフト電力を，１月につき次のとおり算定いたします。

なお，19（接続送電サービス）(2)イによって接続送電サービス契約電力を定める場合は，次の式における適用の対象とする供給地点の接続送電サービス契約電力は，当該供給地点の１年を通じての負荷移行先時間における最大需要電力等といたします。

また，19（接続送電サービス）(2)ニによって接続送電サービス契約電力を定める場合で，需要者の発電設備の検査，補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気の供給分以外の供給分について，19（接続送電サービス）(2)イに準じて値を定めるときは，次の式における適用の対象とする供給地点の接続送電サービス契約電力は，当該供給地点の負荷移行先時間における30分ごとの接続供給電力量からその30分の当該不足電力の補給にあてるための電気の使用分（契約者と当社との協議によりあらかじめ定めた方法によって算定いたします。）を差し引いた値を２倍した値の１年を通じての最大値に，19（接続送電サービス）(2)ニで原則として需要者の発電設備の

容量を基準として契約者と当社との協議によって定めた値を加えたものといたします。

ピークシフト電力 ＝ 適用の対象とする供給地点の接続送電サービス契約電力 － 当該供給地点の負荷移行元時間最大電力

なお，各月の負荷移行元時間における接続供給電力の最大値の実績等から，ピークシフト電力が不適当と認められる場合には，すみやかに負荷移行元時間最大電力を修正のうえ，ピークシフト電力を適正なものに変更していただきます。

(ニ) １年間を通じて負荷移行先時間に最大需要電力等が発生しないことが明らかになった場合等については，本取扱いの適用をただちに解消いたします。

なお，それが本取扱い適用後１年に満たない場合は，既に適用したピークシフト割引額の合計金額を本取扱いの適用が解消された月の接続送電サービス料金に加算したものをその月の接続送電サービス料金として算定いたします。

また，この取扱いの適用が解消された後１年に満たない場合は，この取扱いを適用いたしません。

ハ 附則３（揚水発電設備等が設置された需要場所に接続供給を行なう場合の特別措置）の適用を受け，かつ，イまたはロの適用を受ける場合のピークシフト電力は，附則３（揚水発電設備等が設置された需要場所に接続供給を行なう場合の特別措置）(2)ロまたはイ(ハ)もしくはロ(ハ)にかかわらず，その需要者の接続送電サービス契約電力からその需要者の１年を通じての負荷移行元時間における接続供給電力の最大値を差し引いた値を上限として，負荷移行先時間に移行する負荷設備の容量（キロワット），揚水最大電力およびその他最大電力ならびに揚水等損失率等にもとづき，あらかじめ契約者と当社との協議によって定めます。

なお，分割接続供給の場合は，それぞれの契約者に係るピークシフト電力とあわせて，33(料金の算定)(12)にもとづき料金の調整を行なうために，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用したときのピークシフト電

力を，あらかじめ双方の契約者と当社との協議によって定めます。

また，各月の負荷移行元時間における接続供給電力の最大値の実績等から，ピークシフト電力が不適当と認められる場合には，すみやかに負荷移行元時間最大電力を修正のうえ，ピークシフト電力を適正なものに変更していただきます。

12　再エネ海域利用法に係る特別措置

再エネ海域利用法第８条第１項の規定による海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域の指定に関する国からの要請による受電側接続検討について，電力広域的運営推進機関から依頼を受けた場合は，受電側接続検討の申込みがなされたものとみなし，９（検討および契約の申込み）(1）にもとづき受電側接続検討をいたします。この場合，調査料については，選定事業者を発電者とする発電契約者から申し受けます。

13　バランシンググループの設定に係る特別措置

契約者，発電契約者または需要抑制契約者が配電事業者（当社供給区域内において事業を営むものに限ります。）の供給区域において配電事業者の託送供給等約款（電気事業法第27条の12の11第１項にもとづき配電事業者が経済産業大臣に届け出たものをいい，電気事業法第27条の12の11第２項ただし書にもとづき経済産業大臣の承認を受けた料金その他の供給条件を含みます。以下「配電事業者の約款」といいます。）により託送供給または電力量調整供給を受ける場合で，当該配電事業者の配電事業に係る業務の一部（発電量調整受電計画差対応電力，接続対象計画差対応電力および需要抑制量調整受電計画差対応電力の不足電力の補給または送電超過分電力もしくは抑制超過分電力の購入ならびに給電指令等により生じた不足電力の補給に係る業務といたします。）について，当該配電事業者と当社との間で受委託に関する契約を締結し，かつ，契約者，発電契約者または需要抑制契約者が当該配電事業者の供給区域における需要場所または発電場所（調整電源に該当する発電場所を除きます。）をこの約款で設定する需要バランシンググループ，発電バランシンググループまたは

需要抑制バランシンググループに属することを希望されるときの料金および必要となるその他の供給条件は，当分の間，次のとおりといたします。

(1) 代表契約者の選任

契約者および配電事業者の約款に定める契約者が複数となる場合で，１需要バランシンググループを設定することを希望されるときは，次のとおりとしていただきます。

イ　４（代表契約者の選任）にかかわらず，自己等への電気の供給の用に供するための接続供給契約の場合を除き，１需要バランシンググループを設定することを希望されるすべての者がこの約款にもとづいて当社と接続供給契約を締結するものとし，１接続供給契約における契約者を複数としていただきます。この場合，当該接続供給契約においては１需要バランシンググループを設定するものとし，この約款に関する当社との協議および接続供給の実施に関する事項についての権限を複数の契約者全員から委任された契約者を，代表契約者としてあらかじめ選任していただき，かつ，契約者が行なう，当社との手続きおよび協議，この約款に定める金銭債務の支払い等は，代表契約者を通じて行なっていただきます。また，当社は，契約者との協議および契約者への通知を代表契約者に対して行ないます。ただし，当社は，必要に応じて，代表契約者以外の契約者と，協議等をさせていただくことがあります。

ロ　契約者は，配電事業者と締結する接続供給契約においても，イによって代表契約者に選任された契約者を代表契約者としてあらかじめ選任していただきます。ただし，イによって代表契約者に選任された契約者と配電事業者が接続供給契約を締結し，イにおいて１需要バランシンググループを設定する他の契約者が当該配電事業者と接続供給契約を締結しない場合を除きます。

(2) 契 約 の 要 件

需要抑制契約者が需要抑制量調整供給契約を希望される場合で，需要抑制契約者が特定卸供給を行なう事業を営むものであるときは，８（契約の要件）(4)イにかかわらず，次のいずれにも該当すること。

イ　需要者（配電事業者の約款に定める需要者を含みます。）に対して，次の(ｲ)および(ﾛ)の事項を定めた需要抑制に関する計画を適時に策定し，当該計画にしたがって適切な需要抑制の指示を適時に出すことができること。

(ｲ) 需要抑制量（１キロワットをこえる電気を抑制しようとするものに限ります。）

(ﾛ) 需要抑制の実施頻度および時期

ロ　イによってえられた100キロワットをこえる電気（配電事業者の約款に定める需要抑制量調整供給契約における電気を含みます。）を供給しようとするものであること。

ハ　電気の安定かつ適正な供給を確保するための適切な需給管理体制および情報管理体制を確立し，実施および維持することができること。

ニ　需要者の保護の観点から適切な情報管理体制を確立し，実施および維持できること。

ホ　需要者と電力需給に関する契約等を締結している契約者が供給力を確保するよう，当該契約者と需要抑制契約者との間または当該契約者と需要者との間で適切な契約がなされていること。

(3) 供給および契約の単位

イ　接続供給の場合，契約者は配電事業者の供給区域における需要場所について，この約款で設定する需要バランシンググループと同一の需要バランシンググループを設定していただきます。

ロ　発電量調整供給の場合，発電契約者は配電事業者の供給区域における発電場所（調整電源に該当する場合を除きます。）について，この約款で設定する発電バランシンググループと同一の発電バランシンググループを設定していただきます。

ハ　需要抑制量調整供給の場合，需要抑制契約者は配電事業者の供給区域における需要場所について，この約款で設定する需要抑制バランシンググループと同一の需要抑制バランシンググループを設定していただきます。

なお，需要抑制契約者は，需要者（配電事業者の約款に定める需要者を

含みます。）と電力需給に関する契約等を締結している契約者が同一で，かつ，需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量および需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量の算定方法（31〔電力および電力量の算定〕(14)イまたはロならびに配電事業者の約款に定める需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量および需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量の算定方法をいいます。）が同一となるように需要抑制バランシンググループを設定していただきます。この場合，当該需要場所は複数の需要抑制バランシンググループ（配電事業者の約款で設定する需要抑制バランシンググループを含みます。）に属することはできないものといたします。

(4) 料　　金

イ　発電量調整受電計画差対応電力

発電バランシンググループにおいて，発電量調整受電計画差対応電力の算定上，23（発電量調整受電計画差対応電力）にかかわらず，次のとおりといたします。

(ｲ) 適　　用

発電バランシンググループにおいて，39(給電指令の実施等)(5)もしくは配電事業者の約款にもとづき配電事業者が発電契約者または配電事業者の約款に定める発電者に対して給電指令を実施することにより補給される電気を使用されていないときに適用いたします。

(ﾛ) 発電量調整受電計画差対応電力

a　発電量調整受電計画差対応補給電力

(a) 適　用　範　囲

30分ごとの発電量調整受電電力量(配電事業者の約款に定める発電量調整受電電力量を含みます。）が，その30分の（5）ロの発電量調整受電計画電力量を下回る場合に生じた不足電力の補給にあてるための電気に適用いたします。

(b) 発電量調整受電計画差対応補給電力料金

発電量調整受電計画差対応補給電力料金は，30分ごとの発電量調整受電計画差対応補給電力量に(c)の発電量調整受電計画差対応補給電

力料金単価を適用してえられる金額のその１月の合計といたします。

(c) 発電量調整受電計画差対応補給電力料金単価

発電量調整受電計画差対応補給電力料金単価は，託送供給等約款料金算定規則第27条の２にもとづきインバランス料金として算定される金額に消費税等相当額を加えた金額とし，当社が30分ごとに設定するものといたします。

b　発電量調整受電計画差対応余剰電力

(a) 適　用　範　囲

30分ごとの発電量調整受電電力量（配電事業者の約款に定める発電量調整受電電力量を含みます。）が，その30分の（5）ロの発電量調整受電計画電力量を上回る場合の送電超過分電力について，当社が購入する電気に適用いたします。

(b) 発電量調整受電計画差対応余剰電力料金

発電量調整受電計画差対応余剰電力料金は，30分ごとの発電量調整受電計画差対応余剰電力量に(c)の発電量調整受電計画差対応余剰電力料金単価を適用してえられる金額のその１月の合計といたします。

(c) 発電量調整受電計画差対応余剰電力料金単価

発電量調整受電計画差対応余剰電力料金単価は，託送供給等約款料金算定規則第27条の２にもとづきインバランス料金として算定される金額に消費税等相当額を加えた金額とし，当社が30分ごとに設定するものといたします。

ロ　接続対象計画差対応電力

需要バランシンググループにおいて，接続対象計画差対応電力の算定上，24（接続対象計画差対応電力）にかかわらず，次のとおりといたします。

(ｲ) 適　　用

39(給電指令の実施等)(4)または配電事業者の約款にもとづき配電事業者が契約者に対して給電指令等を実施することにより補給される電気を使用されていないときに適用いたします。

(ﾛ) 接続対象計画差対応電力

a　接続対象計画差対応補給電力

(a) 適　用　範　囲

30分ごとの接続対象電力量（配電事業者の約款に定める接続対象電力量を含みます。）が，その30分の(5)ニの接続対象計画電力量を上回る場合に生じた不足電力の補給にあてるための電気に適用いたします。

(b) 接続対象計画差対応補給電力料金

接続対象計画差対応補給電力料金は，30分ごとの接続対象計画差対応補給電力量に(c)の接続対象計画差対応補給電力料金単価を適用してえられる金額のその１月の合計といたします。

(c) 接続対象計画差対応補給電力料金単価

接続対象計画差対応補給電力料金単価は，託送供給等約款料金算定規則第27条の２にもとづきインバランス料金として算定される金額に消費税等相当額を加えた金額とし，当社が30分ごとに設定するものといたします。

b　接続対象計画差対応余剰電力

(a) 適　用　範　囲

30分ごとの接続対象電力量（配電事業者の約款に定める接続対象電力量を含みます。）が，その30分の(5)ニの接続対象計画電力量を下回る場合の送電超過分電力について，当社が購入する電気に適用いたします。

(b) 接続対象計画差対応余剰電力料金

接続対象計画差対応余剰電力料金は，30分ごとの接続対象計画差対応余剰電力量に(c)の接続対象計画差対応余剰電力料金単価を適用してえられる金額のその１月の合計といたします。

(c) 接続対象計画差対応余剰電力料金単価

接続対象計画差対応余剰電力料金単価は，託送供給等約款料金算定規則第27条の２にもとづきインバランス料金として算定される金額

に消費税等相当額を加えた金額とし，当社が30分ごとに設定するものといたします。

ハ　需要抑制量調整受電計画差対応電力

需要抑制バランシンググループにおいて，需要抑制量調整受電計画差対応電力の算定上，25（需要抑制量調整受電計画差対応電力）にかかわらず，次のとおりといたします。

(ｲ) 適　　用

需要抑制バランシンググループに適用いたします。

(ﾛ) 需要抑制量調整受電計画差対応電力

a　需要抑制量調整受電計画差対応補給電力

(a) 適　用　範　囲

30分ごとの需要抑制量調整受電電力量（配電事業者の約款に定める需要抑制量調整受電電力量を含みます。）が，その30分の(5)への需要抑制量調整受電計画電力量を下回る場合に生じた不足電力の補給にあてるための電気に適用いたします。

(b) 需要抑制量調整受電計画差対応補給電力料金

需要抑制量調整受電計画差対応補給電力料金は，30分ごとの需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量に(c)の需要抑制量調整受電計画差対応補給電力料金単価を適用してえられる金額のその１月の合計といたします。

(c) 需要抑制量調整受電計画差対応補給電力料金単価

需要抑制量調整受電計画差対応補給電力料金単価は，託送供給等約款料金算定規則第27条の２にもとづきインバランス料金として算定される金額に消費税等相当額を加えた金額とし，当社が30分ごとに設定するものといたします。

b　需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力

(a) 適　用　範　囲

30分ごとの需要抑制量調整受電電力量（配電事業者の約款に定める需要抑制量調整受電電力量を含みます。）が，その30分の(5)への需要

抑制量調整受電計画電力量を上回る場合の抑制超過分電力について，当社が購入する電気に適用いたします。

(b) 需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力料金

需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力料金は，30分ごとの需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量に(c)の需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力料金単価を適用してえられる金額のその１月の合計といたします。

(c) 需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力料金単価

需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力料金単価は，託送供給等約款料金算定規則第27条の２にもとづきインバランス料金として算定される金額に消費税等相当額を加えた金額とし，当社が30分ごとに設定するものといたします。

ニ　給電指令時補給電力

発電バランシンググループまたは需要バランシンググループにおいて，給電指令時補給電力の算定上，26（給電指令時補給電力）にかかわらず，次のとおりといたします。

(ｲ) 契約者に係る給電指令時補給電力料金

a　適　用　範　囲

39（給電指令の実施等）(4)または配電事業者の約款にもとづき配電事業者が契約者に対して給電指令等を実施することにより補給される電気を使用されているときに適用いたします。

b　給電指令時補給電力料金

給電指令時補給電力料金は，cに定める30分ごとの給電指令時補給電力量にdの給電指令時補給電力料金単価を適用してえられる金額のその１月の合計といたします。

c　給電指令時補給電力量

給電指令時補給電力量は，給電指令等の間，(5)ヌにより30分ごとに算定された値といたします。

d　給電指令時補給電力料金単価

給電指令時補給電力料金単価は,託送供給等約款料金算定規則第27条の２にもとづきインバランス料金として算定される金額に消費税等相当額を加えた金額とし，当社が30分ごとに設定するものといたします。

(ﾛ) 発電契約者に係る給電指令時補給電力料金

a　適　用　範　囲

39（給電指令の実施等）(5)もしくは配電事業者の約款にもとづき配電事業者が発電契約者または配電事業者の約款に定める発電者に対して給電指令等を実施することにより補給される電気を使用されているときに,補給される電気を使用する発電バランシンググループに適用いたします。

b　給電指令時補給電力料金

給電指令時補給電力料金は，cに定める30分ごとの給電指令時補給電力量にdの給電指令時補給電力料金単価を適用してえられる金額のその１月の合計といたします。

c　給電指令時補給電力量

給電指令時補給電力量は，給電指令等の間，(5)チにより30分ごとに算定された値といたします。

d　給電指令時補給電力料金単価

給電指令時補給電力料金単価は,託送供給等約款料金算定規則第27条の２にもとづきインバランス料金として算定される金額に消費税等相当額を加えた金額とし，当社が30分ごとに設定するものといたします。ただし，39（給電指令の実施等）(2)ニの場合で，ノンファーム電源（配電事業者の約款に定めるノンファーム電源を含みます。）に対して出力の抑制を実施したときは，39（給電指令の実施等）(5)により補給される電気を使用されているときの翌日取引を行なうための卸電力取引市場における30分ごとの売買取引の価格(売買取引に係る電力の受渡しが連系設備の送電容量等による制限を受けないものとして売買取引を行なうもの。）に消費税等相当額を加えた金額とし，当社が30分ごとに設定するものといたします。また，当社もしくは配電事業者が指定する要

件を有する発電設備等またはファーム電源(配電事業者の約款に定めるファーム電源を含みます。）であって別途当社もしくは配電事業者と給電指令時補給電力料金に関する契約を締結する設備については,当該契約によるものといたします。

(5) 電力および電力量の算定

イ　発電量調整受電計画電力

発電量調整受電計画電力は，31（電力および電力量の算定）(3)にかかわらず，ロの発電量調整受電計画電力量の値を２倍した値とし，30分ごとに算定いたします。

ロ　発電量調整受電計画電力量

発電量調整受電計画電力量は，31（電力および電力量の算定）(4)ロにかかわらず，受電地点（配電事業者の約款に定める受電地点を含みます。）において当社および配電事業者が発電契約者から受電する電気の30分ごとの電力量の計画値（受電地点〔配電事業者の約款に定める受電地点を含みます。〕が複数ある場合はその合計といたします。）で，発電契約者があらかじめ電力広域的運営推進機関を通じて当社に通知する発電計画といたします。ただし，別表11（発電計画・調達計画・販売計画）に定める当日計画の発電計画と調達計画の合計値が30分ごとに販売計画の値と一致しない等の場合は，別表８（発電量調整受電計画電力量，接続対象計画電力量および需要抑制量調整受電計画電力量に関する取扱い）(1)のとおりといたします。

ハ　接続対象計画電力

接続対象計画電力は，31（電力および電力量の算定）(11)にかかわらず，ニの接続対象計画電力量の値を２倍した値とし，30分ごとに算定いたします。

ニ　接続対象計画電力量

接続対象計画電力量は，31（電力および電力量の算定）(12)にかかわらず，30分ごとの接続対象電力量の計画値（供給地点〔配電事業者の約款に定める供給地点を含みます。〕が複数ある場合はその合計といたしま

す。）で，契約者があらかじめ電力広域的運営推進機関を通じて当社に通知する需要想定値といたします。ただし，別表10（需要計画・調達計画・販売計画）に定める当日計画の需要想定値に対する取引計画（調達計画から販売計画を差し引いたものといたします。）が30分ごとに需要想定値と一致しない等の場合は，別表８（発電量調整受電計画電力量，接続対象計画電力量および需要抑制量調整受電計画電力量に関する取扱い）(2)のとおりといたします。

ホ　需要抑制量調整受電計画電力

需要抑制量調整受電計画電力は，31（電力および電力量の算定）(15)にかかわらず，への需要抑制量調整受電計画電力量の値を２倍した値とし，30分ごとに算定いたします。

ヘ　需要抑制量調整受電計画電力量

需要抑制量調整受電計画電力量は，31（電力および電力量の算定）(16)にかかわらず，当社および配電事業者が需要抑制契約者から受電する電気の30分ごとの電力量の計画値で，需要場所（配電事業者の約款に定める需要場所を含みます。）ごとに，需要抑制契約者があらかじめ電力広域的運営推進機関を通じて当社に通知する需要抑制計画値といたします。ただし，別表12（需要抑制計画・調達計画・販売計画・ベースライン） に定める当日計画の調達計画が30分ごとに販売計画の値と一致しない等の場合は，別表８（発電量調整受電計画電力量，接続対象計画電力量および需要抑制量調整受電計画電力量に関する取扱い）(3)のとおりといたします。

ト　ベースライン

ベースラインは，31（電力および電力量の算定）(17)にかかわらず，需要抑制量調整供給に係る需要抑制を行なわない場合の需要場所（配電事業者の約款に定める需要場所を含みます。）に係る供給地点で計量される接続供給電力量（配電事業者の約款に定める接続供給電力量を含みます。）を損失率で修正した電力量の計画値で，需要場所（配電事業者の約款に定める需要場所を含みます。）ごと（15〔供給および契約の単位〕(1)イまたはロの場合は１接続送電サービスまたは１臨時接続送電サービスごとと

いたします。また，配電事業者の約款に定める需要場所に複数の接続送電サービス等が適用されている場合は，１接続送電サービス等ごとといたします。）に，需要抑制契約者があらかじめ電力広域的運営推進機関を通じて当社に通知するものといたします。

チ　発電量調整受電計画差対応補給電力量

発電量調整受電計画差対応補給電力量は，31（電力および電力量の算定）⑳ロにかかわらず，次の(ｲ)，(ﾛ)および(ﾊ)によって算定された値とし，発電バランシンググループごとに算定いたします。

(ｲ) 30 分ごとに，受電地点（配電事業者の約款に定める受電地点を含みます。）で計量された電力量の合計がその 30 分における発電量調整受電計画電力量を下回る場合に，30 分ごとに，次の式により算定された値といたします。

発電量調整受電計画差対応補給電力量 ＝ 発電量調整受電計画電力量 － 発電量調整受電電力量

(ﾛ) 次の場合で，当社または配電事業者が給電指令時補給を行なったときは，発電量調整受電計画差対応補給電力量の算定上，当該発電設備等の 30 分ごとの発電量調整受電計画電力量を当該受電地点における 30 分ごとの発電量調整受電電力量とみなします。この場合，当該発電設備等の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量の算定上，当該受電地点のみによる発電バランシンググループが設定されているとみなし，その発電量調整受電計画差対応補給電力量は，30 分ごとに，次の式により算定された値といたします。

発電量調整受電計画差対応補給電力量 ＝ 発電量調整受電計画電力量 － 発電量調整受電電力量

a　当社または配電事業者が指定する要件を有する発電設備等であって別途当社または配電事業者と給電指令時補給電力料金に関する契約を締結する設備に対して出力の抑制を実施した場合

b　39（給電指令の実施等）(2)イの場合で，原則として30分ごとの実需

給の開始時刻の１時間前以降に発電量調整供給に係る発電設備等に対してＮ－１電制（配電事業者の約款に定めるＮ－１電制を含みます。）を実施したとき。

c　39（給電指令の実施等）(2)ニの場合で，発電量調整供給に係る発電設備等（配電事業者の約款に定める発電量調整供給に係る発電設備等を含みます。）に対して出力の抑制を実施したとき。

d　39（給電指令の実施等）(2)ホの場合で，ファーム電源（配電事業者の約款に定めるファーム電源を含みます。）に対して出力の抑制を実施したとき。

(ハ) 次の場合で，当社または配電事業者が給電指令時補給を行なったときは，発電量調整受電計画差対応補給電力量の算定上，当該発電設備等の 30 分ごとの発電量調整受電計画電力量を当該受電地点における 30 分ごとの発電量調整受電電力量とみなします。この場合，当該発電設備等の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量の算定上，当該受電地点のみによる発電バランシンググループが設定されているとみなし，その発電量調整受電計画差対応補給電力量は，30 分ごとに，次により算定された値といたします。

a　当社または配電事業者が39（給電指令の実施等）(2)イ，ロまたはへの場合の給電指令等および39（給電指令の実施等）(2)ニの場合の給電指令等により，同時に出力の抑制を実施した場合

(a) 発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が，39（給電指令の実施等）(2)ニによる出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）を下回る場合

39（給電指令の実施等）(2)ニによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，次の式により算定された値とし，39（給電指令の実施等）(2)イ，ロまたはへによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，零といたします。

発電量調整受電計画差対応補給電力量	＝	発電量調整受電計画電力量	－	発電量調整受電電力量

(b) 発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が，39（給電指令の実施等）(2)ニによる出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）と一致または上回る場合

39（給電指令の実施等）(2)ニによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，39（給電指令の実施等）(2)ニによる出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）とし，39（給電指令の実施等）(2)イ，ロまたはヘによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，次の式により算定された値といたします。

発電量調整受電計画差対応補給電力量	＝	発電量調整受電計画電力量	－	39（給電指令の実施等）(2)ニによる出力抑制対象電力量	－	発電量調整受電電力量

b 当社または配電事業者がファーム電源（配電事業者の約款に定めるファーム電源を含みます。）に対して，39（給電指令の実施等）(2)イ，ロまたはへの場合の給電指令等および39（給電指令の実施等）(2)ホの場合の給電指令等により，同時に出力の抑制を実施した場合

(a) 発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が，39（給電指令の実施等）(2)ホによる出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）を下回る場合

39（給電指令の実施等）(2)ホによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，次の式により算定された値とし，39（給電指令の実施等(2)イ，ロまたはヘによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，零といたします。

発電量調整受電計画差対応補給電力量	＝	発電量調整受電計画電力量	－	発電量調整受電電力量		

(b) 発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が，39（給電指令の実施等）(2)ホによる出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）と一致または上回る場合

39（給電指令の実施等）(2)ホによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，39（給電指令の実施等）(2)ホによる出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）とし，39（給電指令の実施等）(2)イ，ロまたはヘによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，次の式により算定された値といたします。

発電量調整受電計画差対応補給電力量	＝	発電量調整受電計画電力量	－	39（給電指令の実施等）(2)ホによる出力抑制対象電力量	－	発電量調整受電電力量

c 当社または配電事業者がノンファーム電源（配電事業者の約款に定めるノンファーム電源を含みます。）であり，かつ，当社または配電事業者が指定する要件を有する発電設備等であって別途当社または配電事業者と給電指令時補給電力料金に関する契約を締結する設備に対して，39（給電指令の実施等）(2)ホの場合の給電指令等および39（給電指令の実施等）(2)への場合の給電指令等により，同時に出力の抑制を実施した場合

(a) 発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が，39（給電指令の実施等）(2)ホによる出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）を下回る場合

39（給電指令の実施等）(2)ホによって出力の抑制を実施した場合

の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，次の式により算定された値とし，39（給電指令の実施等）(2)へによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，零といたします。

発電量調整受電計画差対応補給電力量	＝	発電量調整受電計画電力量	－	発電量調整受電電力量

(b) 発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が，39（給電指令の実施等）(2)ホによる出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）と一致または上回る場合

39（給電指令の実施等）(2)ホによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，39（給電指令の実施等）(2)ホによる出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）とし，39（給電指令の実施等）(2)へによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，次の式により算定された値といたします。

発電量調整受電計画差対応補給電力量	＝	発電量調整受電計画電力量	－	39（給電指令の実施等）(2)ホによる出力抑制対象電力量	－	発電量調整受電電力量

d 当社または配電事業者が39（給電指令の実施等）(2)ニの場合の給電指令等および39（給電指令の実施等）(2)ホの場合の給電指令等により，同時に出力の抑制を実施した場合

(a) 発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が，39（給電指令の実施等）(2)ホによる出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）を下回る場合

39（給電指令の実施等）(2)ホによって出力の抑制を実施した場合

の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，次の式により算定された値とし，39（給電指令の実施等）(2)ニによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，零といたします。

発電量調整受電計画差対応補給電力量	＝	発電量調整受電計画電力量	－	発電量調整受電電力量

(b) 発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が，39（給電指令の実施等）(2)ホによる出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）と一致または上回る場合

39（給電指令の実施等）(2)ホによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，39（給電指令の実施等）(2)ホによる出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）とし，39（給電指令の実施等）(2)ニによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，次の式により算定された値といたします。

発電量調整受電計画差対応補給電力量	＝	発電量調整受電計画電力量	－	39（給電指令の実施等）(2)ホによる出力抑制対象電力量	－	発電量調整受電電力量

e 当社または配電事業者が39（給電指令の実施等）(2)イ，ロまたはへの場合の給電指令等，39（給電指令の実施等）(2)ニの場合の給電指令等および39（給電指令の実施等）(2)ホの場合の給電指令等により，同時に出力の抑制を実施した場合

(a) 発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が，39（給電指令の実施等）(2)ホによる出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）を下回る場合

39（給電指令の実施等）(2)ホによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は,次の式により算定された値とし，39（給電指令の実施等）(2)イ，ロまたはへによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給および39（給電指令の実施等）(2)ニによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は,零といたします。

発電量調整受電計画差対応補給電力量 ＝ 発電量調整受電計画電力量 － 発電量調整受電電力量

(b) 発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が，39（給電指令の実施等）(2)ホによる出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）と一致または上回り，かつ，39（給電指令の実施等）(2)ホによる出力抑制対象電力量(配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）に39（給電指令の実施等）(2)ニによる出力抑制対象電力量(配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）を加えた値を下回る場合

39（給電指令の実施等）(2)ホによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は,39（給電指令の実施等）(2)ホによる出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）とし，39（給電指令の実施等）(2)ニによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は,次の式により算定された値とし，39（給電指令の実施等）(2)イ，ロまたはへによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，零といたします。

発電量調整受電計画差対応補給電力量	＝	発電量調整受電計画電力量	－	39（給電指令の実施等）(2)ホによる出力抑制対象電力量	－	発電量調整受電電力量		

(c) 発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が，39（給電指令の実施等）(2)ホによる出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）に39（給電指令の実施等）(2)ニによる出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）を加えた値と一致または上回る場合

39（給電指令の実施等）(2)ニによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，39（給電指令の実施等）(2)ニによる出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）とし，39（給電指令の実施等）(2)ホによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，39（給電指令の実施等）(2)ホによる出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）とし，39（給電指令の実施等(2)イ，ロまたはヘによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，次の式により算定された値といたします。

発電量調整受電計画差対応補給電力量	＝	発電量調整受電計画電力量	－	39（給電指令の実施等）(2)ニによる出力抑制対象電力量	－	39（給電指令の実施等）(2)ホによる出力抑制対象電力量	－	発電量調整受電電力量

リ　発電量調整受電計画差対応余剰電力量

発電量調整受電計画差対応余剰電力量は，31（電力および電力量の算定）(21)ロにかかわらず，30分ごとに，受電地点（配電事業者の約款に定める受電地点を含みます。）で計量された電力量の合計がその30分におけ

る発電量調整受電計画電力量を上回る場合に，30分ごとに，次の式により算定された値とし，発電バランシンググループごとに算定いたします。ただし，当社もしくは配電事業者が指定する要件を有する発電設備等であって別途当社もしくは配電事業者と給電指令時補給電力料金に関する契約を締結する設備に対して出力の抑制を実施し，当社もしくは配電事業者が給電指令時補給を行なった場合，39（給電指令の実施等）(2)イの場合で，原則として30分ごとの実需給の開始時刻の１時間前以降に発電量調整供給に係る発電設備等に対してＮ－１電制（配電事業者の約款に定めるＮ－１電制を含みます。）を実施し，当社もしくは配電事業者が給電指令時補給を行なったとき，39（給電指令の実施等）(2)ニの場合で，発電量調整供給に係る発電設備等に対して出力の抑制を実施し，当社もしくは配電事業者が給電指令時補給を行なったときまたは39（給電指令の実施等）(2)ホの場合で，ファーム電源（配電事業者の約款に定めるファーム電源を含みます。）に対して出力の抑制を実施し，当社もしくは配電事業者が給電指令時補給を行なったときは，発電量調整受電計画差対応余剰電力量の算定上，当該発電設備等の30分ごとの発電量調整受電計画電力量を当該受電地点における30分ごとの発電量調整受電電力量とみなします。この場合，当該発電設備等の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量の算定上，当該受電地点のみによる発電バランシンググループが設定されているとみなし，その発電量調整受電計画差対応補給電力量の算定は，チによるものといたします。

発電量調整受電計画差対応余剰電力量 ＝ 発電量調整受電電力量 － 発電量調整受電計画電力量

ヌ　接続対象計画差対応補給電力量

接続対象計画差対応補給電力量は，31（電力および電力量の算定）(22)にかかわらず，30分ごとの接続対象電力量（配電事業者の約款に定める接続対象電力量を含みます。）がその30分における接続対象計画電力量を上回る場合に，30分ごとに，次の式により算定された値といたします。ただし，接続対象計画差対応補給電力量の算定上，当社または配電事業者が調

整負荷の使用に係る調整を行なった場合は，31（電力および電力量の算定）(8)にかかわらず，当該供給地点（配電事業者の約款に定める供給地点を含みます。）で計量された30分ごとの電力量に当社または配電事業者が行なった電気の使用に係る調整にもとづきその30分ごとに算定された値を加えた値を，当該供給地点におけるその30分ごとの接続供給電力量とみなし，接続対象電力量を算定いたします。

接続対象計画差対応補給電力量 ＝ 接続対象電力量 － 接続対象計画電力量

ル　接続対象計画差対応余剰電力量

接続対象計画差対応余剰電力量は，31（電力および電力量の算定）(23)にかかわらず，30分ごとの接続対象電力量（配電事業者の約款に定める接続対象電力量を含みます。）がその30分における接続対象計画電力量を下回る場合に，30分ごとに，次の式により算定された値といたします。ただし，接続対象計画差対応余剰電力量の算定上，当社または配電事業者が調整負荷の使用に係る調整を行なった場合は，31（電力および電力量の算定）(8)にかかわらず，当該供給地点（配電事業者の約款に定める供給地点を含みます。）で計量された30分ごとの電力量に当社または配電事業者が行なった電気の使用に係る調整にもとづきその30分ごとに算定された値を加えた値を，当該供給地点におけるその30分ごとの接続供給電力量とみなし，接続対象電力量を算定いたします。

接続対象計画差対応余剰電力量 ＝ 接続対象計画電力量 － 接続対象電力量

ヲ　需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量

需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量は，31（電力および電力量の算定）(24)にかかわらず，30分ごとの需要抑制量調整受電電力量（配電事業者の約款に定める需要抑制量調整受電電力量を含みます。）がその30分における需要抑制量調整受電計画電力量を下回る場合に，需要抑制バランシンググループごとに，30分ごとに，次の式により算定された値の合計と

いたします。ただし，需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量の算定上，当社または配電事業者が調整負荷の使用に係る調整を行なった場合は，31（電力および電力量の算定）⑭イまたはロにかかわらず，当該需要場所（配電事業者の約款に定める需要場所を含みます。）に係る接続供給電力量を損失率で修正した値が，ベースラインを上回るとき，またはベースラインを下回り，かつ，ベースラインから需要抑制量調整受電計画電力量を差し引いた値を上回るときは，当該需要場所に係る需要抑制量調整受電計画電力量を当該需要場所に係る需要抑制量調整受電電力量とみなします。

需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量 ＝ 需要抑制量調整受電計画電力量 － 需要抑制量調整受電電力量

ただし，需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量の算定方法として31（電力および電力量の算定）⑭ロを適用し，かつ，配電事業者の約款に定める需要抑制量調整受電計画電力量を上限としない算定方法を適用している場合で，30分ごとの需要抑制量調整受電電力量が零となるときの上式は，次のとおりといたします。

需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量

$$= \text{需要抑制量調整受電計画電力量} + \frac{\text{接続供給電力量}}{\text{１－損失率（32〔損失率〕に定める損失率といたします。）}} - \text{ベースライン}$$

ワ　需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量

需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量は，31（電力および電力量の算定）⑮にかかわらず，30分ごとの需要抑制量調整受電電力量（配電事業者の約款に定める需要抑制量調整受電電力量を含みます。）がその30分における需要抑制量調整受電計画電力量を上回る場合に，需要抑制バランシンググループごとに，30分ごとに，次の式により算定された値の合計といたします。ただし，需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量の算定

上，当社または配電事業者が調整負荷の使用に係る調整を行なった場合は，31（電力および電力量の算定）⑭ロにかかわらず，当該需要場所（配電事業者の約款に定める需要場所を含みます。）に係る接続供給電力量を損失率で修正した値が，ベースラインの値から需要抑制量調整受電計画電力量を差し引いた値を下回るときは，当該需要場所に係る需要抑制量調整受電計画電力量を当該需要場所に係る需要抑制量調整受電電力量とみなします。

需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量 ＝ 需要抑制量調整受電電力量 － 需要抑制量調整受電計画電力量

(6) 託送供給等の実施

イ　接続供給の場合，契約者は，別表10（需要計画・調達計画・販売計画）の需要想定値および需要想定値に対する調達計画・販売計画における接続対象電力または接続対象電力量に，配電事業者の約款に定める接続対象電力または接続対象電力量を含めていただきます。

ロ　発電量調整供給の場合，発電契約者は，別表11（発電計画・調達計画・販売計画）の発電計画および調達計画・販売計画における発電量調整受電電力または発電量調整受電電力量に，配電事業者の約款に定める発電量調整受電電力または発電量調整受電電力量を含めていただきます。

ハ　需要抑制量調整供給の場合，需要抑制契約者は，別表12（需要抑制計画・調達計画・販売計画・ベースライン）の需要抑制計画および調達計画・販売計画における需要抑制量調整受電電力または需要抑制量調整受電電力量に，配電事業者の約款に定める需要抑制量調整受電電力または需要抑制量調整受電電力量を含めていただきます。

(7) 解　　約　　等

当社は，契約者，発電契約者または需要抑制契約者が次のいずれかに該当し，当社が契約者，発電契約者または需要抑制契約者にその改善を求めた場合で，40（適正契約の保持等）に定める適正契約への変更および適正な使用状態，発電・放電状態または需要抑制状態への修正に応じていただけないと

きには，55（解約等）（１）ハ(ｲ)，(ﾛ)，(ﾊ)または(ﾆ)にかかわらず，接続供給契約，振替供給契約，発電量調整供給契約または需要抑制量調整供給契約を解約することがあります。

イ　託送供給の場合は，８（契約の要件）(1)を，発電量調整供給の場合は，８（契約の要件）(2)を，需要抑制量調整供給の場合は，８（契約の要件）(4)ロ，ハ，ニもしくはホまたは(2)を欠くに至った場合

ロ　接続供給の場合で，頻繁に接続対象電力量（配電事業者の約款に定める接続対象電力量を含みます。）と接続対象計画電力量との間に著しい差が生じるとき。

ハ　発電量調整供給の場合で，頻繁に発電量調整受電電力量（配電事業者の約款に定める発電量調整受電電力量を含みます。）と発電量調整受電計画電力量との間に著しい差が生じるとき。

ニ　需要抑制量調整供給の場合で，頻繁に需要抑制量調整受電電力量（配電事業者の約款に定める需要抑制量調整受電電力量を含みます。）と需要抑制量調整受電計画電力量との間に著しい差が生じるとき。

(8) 発電量調整供給契約についての特別措置（再生可能エネルギー発電設備）

イ　契約者が特定契約を締結している場合もしくは特定送配電事業者が特定契約を締結している場合または契約者が当社または配電事業者と再生可能エネルギー電気卸供給契約を締結し，指定した再生可能エネルギー発電設備から電気を調達する場合は，附則４（発電量調整供給契約についての特別措置〔再生可能エネルギー発電設備〕）(1)にかかわらず，原則として，当社の供給区域においては契約者または特定送配電事業者と当社との間で，配電事業者の供給区域においては契約者または特定送配電事業者と配電事業者との間で発電量調整供給契約を締結し，特例発電バランシンググループを設定していただきます。この場合，契約者が締結する特定契約に係る再生可能エネルギー発電設備，特定送配電事業者が締結する特定契約に係る再生可能エネルギー発電設備および当社または配電事業者との再生可能エネルギー電気卸供給契約に係る再生可能エネルギー発電設備は，同一のバランシンググループに属することはできないものといたします。

ロ　イにより発電量調整供給契約を締結する場合において，契約者（特定送配電事業者が契約者となる場合を除きます。）が希望されるときは，契約者の指定する発電バランシンググループ（当該発電バランシンググループにおける特定契約が平成28年４月１日以降に締結され，かつ，バイオマス発電設備であって化石燃料を混焼するもの〔再生可能エネルギー特別措置法施行規則第14条第８号ニに定める地域資源バイオマス発電設備を除きます。〕であるときを除きます。）に係る料金および必要となるその他の供給条件は次のとおりといたします。

(ｲ)　発電量調整供給に係る料金は，附則４（発電量調整供給契約についての特別措置〔再生可能エネルギー発電設備〕）(5)ロにかかわらず，18（料金）(2)に定める料金，(ﾛ)により算定されるインバランスリスク料および再生可能エネルギー予測誤差対応調整力確保料といたします。ただし，契約者が当社または配電事業者と再生可能エネルギー電気卸供給契約を締結し，指定した再生可能エネルギー発電設備から電気を調達する場合は，インバランスリスク料および再生可能エネルギー予測誤差対応調整力確保料は申し受けません。

(ﾛ)　インバランスリスク料は，附則４（発電量調整供給契約についての特別措置〔再生可能エネルギー発電設備〕）(5)ホにかかわらず，特例発電バランシンググループにおける30分ごとの発電量調整受電電力量（配電事業者の約款に定める発電量調整受電電力量を含みます。）にインバランスリスク単価を適用してえられる金額のその１月の合計（合計額が負となる場合は零といたします。）といたします。また，再生可能エネルギー予測誤差対応調整力確保料は，特例発電バランシンググループにおける30分ごとの発電量調整受電電力量（配電事業者の約款に定める発電量調整受電電力量を含みます。）に，再生可能エネルギー予測誤差対応単価を適用してえられる金額のその１月の合計といたします。

(ﾊ)　当社は，附則４（発電量調整供給契約についての特別措置〔再生可能エネルギー発電設備〕）(5)トにかかわらず，30分ごとの契約者が締結する特定契約または当社，配電事業者もしくは特定送配電事業者との再生

可能エネルギー電気卸供給契約に係る発電量調整受電計画電力量を決定し，原則として発電量調整供給実施日の前々日の午後４時までに契約者に通知いたします。

また，当社は，当該発電量調整受電計画電力量の見直しを行ない，変更後の発電量調整受電計画電力量を決定し，原則として発電量調整供給実施日の前日午前６時までに契約者に再通知いたします。

なお，契約者は，必要に応じて発電量調整受電計画電力量の決定に必要となる事項に関する文書を当社に提出していただきます。

(ﾆ) ローカル系統における電気の潮流が系統安定度等にもとづき算定される運用可能な容量を超過し，または超過するおそれがある場合で，当社または配電事業者がノンファーム電源（配電事業者の約款に定めるノンファーム電源を含みます。）の出力の抑制に係る通知を発電者または契約者に行なったときは，(ﾊ)にかかわらず，契約者は，発電量調整受電計画電力量の見直しを行なっていただきます。

ハ　イにより発電量調整供給契約を締結する場合において，契約者が当社または配電事業者と再生可能エネルギー電気卸供給契約を締結し，指定した再生可能エネルギー発電設備から電気を調達するときの契約者の指定する発電バランシンググループ（ロにおいて，契約者が希望される場合を除きます。）に係るインバランスリスク料は，附則４（発電量調整供給契約についての特別措置〔再生可能エネルギー発電設備〕）(6)ロにかかわらず，特例発電バランシンググループにおける30分ごとの発電量調整受電電力量（配電事業者の約款に定める発電量調整受電電力量を含みます。）にインバランスリスク単価を適用してえられる金額のその１月の合計（合計額が負となる場合は零といたします。）といたします。

(9) 離島についての特別措置

イ　発電量調整受電計画差対応補給電力料金単価等

離島における発電量調整受電計画差対応補給電力料金単価，接続対象計画差対応補給電力料金単価，需要抑制量調整受電計画差対応補給電力料金単価または給電指令時補給電力料金単価については，(4)イ(ﾛ) a (c)，(4)

ロ(ﾛ) a (c)，(4)ハ(ﾛ) a (c)または(4)ニ(ｲ) d もしくは(4)ニ(ﾛ) d にかかわらず，次のとおりといたします。

1キロワット時につき	38円90銭

ただし，当社もしくは配電事業者が指定する要件を有する発電設備等またはファーム電源（配電事業者の約款に定めるファーム電源を含みます。）であって別途当社もしくは配電事業者と給電指令時補給電力料金に関する契約を締結する設備に係る給電指令時補給電力料金単価は，当該契約によるものといたします。

ロ　発電量調整受電計画差対応余剰電力料金単価等

離島における発電量調整受電計画差対応余剰電力料金単価，接続対象計画差対応余剰電力料金単価または需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力料金単価については，(4)イ(ﾛ) b (c)，(4)ロ(ﾛ) b (c)または(4)ハ(ﾛ) b (c)にかかわらず，次のとおりといたします。

1キロワット時につき	19円84銭

(10) その他の事項については，この約款および配電事業者の約款に準ずるものといたします。

14　Ｎ－１電制の実施についての特別措置

(1) 当社は，39（給電指令の実施等）(2)イの場合で，発電量調整供給に係る発電設備等であって当社が特定契約を締結する再生可能エネルギー発電設備に対してＮ－１電制を実施したときは，39（給電指令の実施等）(8)にかかわらず，Ｎ－１電制時調達不足電力量の調達に要した費用の実費相当額から，30分ごとのＮ－１電制時調達不足電力量に再生可能エネルギー特別措置法施行規則第13条の３の４に定める回避可能費用単価（以下「回避可能費用単価」といいます。）に消費税等相当額を加えた金額を乗じてえた金額を差し引いた金額について，電力広域的運営推進機関が認める範囲においてＮ－１電制オペレーション費用として契約者にお支払いいたします。

(2) 当社は，39（給電指令の実施等）(2)イの場合で，発電量調整供給に係る発電設備等であって契約者または特定送配電事業者が特定契約を締結する再生可能エネルギー発電設備に対してＮ－１電制を実施したときは，39（給電指令の実施等）(8)にかかわらず，Ｎ－１電制時調達不足電力量の調達に要した費用の実費相当額に，Ｎ－１電制が実施された発電設備等を再度起動するために要した燃料費等の費用の実費およびＮ－１電制時調達不足電力量に当該特定契約に係る再生可能エネルギー特別措置法第３条第２項または第８条第１項に定める調達価格を乗じてえた金額を加えた金額から，Ｎ－１電制が実施されなかったとしたときにその発電設備等がＮ－１電制時調達不足電力量を発電または放電するのに要したであろう費用に相当する金額および30分ごとのＮ－１電制時調達不足電力量に回避可能費用単価に消費税等相当額を加えた金額を乗じてえた金額を差し引いた金額について，電力広域的運営推進機関が認める範囲においてＮ－１電制オペレーション費用として契約者または特定送配電事業者にお支払いいたします。

(3) 当社は，39（給電指令の実施等）(2)イの場合で，発電量調整供給に係る発電設備等であって再生可能エネルギー特別措置法第２条の２第１項に定める市場取引等により再生可能エネルギー電気を供給する事業に係る発電設備等に対してＮ－１電制を実施したときは，39（給電指令の実施等）(8)にかかわらず，Ｎ－１電制時調達不足電力量の調達に要した費用の実費相当額に，Ｎ－１電制が実施された発電設備等を再度起動するために要した燃料費等の費用の実費およびＮ－１電制時調達不足電力量に応じてえられる供給促進交付金の金額（再生可能エネルギー特別措置法第２条の４にもとづき算定される金額をいいます。）を加えた金額から，Ｎ－１電制が実施されなかったとしたときにその発電設備等がＮ－１電制時調達不足電力量を発電または放電するのに要したであろう費用に相当する金額を差し引いた金額について，電力広域的運営推進機関が認める範囲においてＮ－１電制オペレーション費用として発電契約者にお支払いいたします。

15　系統連系受電サービス等についての特別措置

(1) 発電場所が，次のいずれかに該当する場合，系統連系受電課金対象電力および契約超過受電電力は，22（系統連系受電サービス）(2)ロおよびハならびに41（契約超過金）(2)ロおよびハに準じて定めます。

なお，系統連系受電課金対象電力および契約超過受電電力の算定上，次に定める比を，22（系統連系受電サービス）(2)ロおよび41（契約超過金）(2)ロに定める契約受電電力の比とみなします。

また，発電場所がイ(ハ)に該当する場合，22（系統連系受電サービス）(3)イの基本料金および22（系統連系受電サービス）(3)ハ(ハ)の系統設備効率化割引額の算定上，まったく発電または放電しない場合とは，１月においてイ(ハ)における当社が無償で受電している電気以外の電気をまったく発電または放電しない場合をいいます。

イ　発電設備が化石燃料を混焼するバイオマス発電設備以外の場合

(ｲ)　発電契約者と発電者との間の電力受給に関する契約および発電者と当社との間の特定契約等が締結されている場合

発電契約者と当社との間の発電量調整供給契約に定める契約受電電力と発電者と当社との間の特定契約等に係る電力受給に関する契約に定める契約受電電力の比

(ﾛ)　発電契約者と発電者との間の電力受給に関する契約および発電者と当社との間の一時調達契約が締結されている場合

発電契約者と当社との間の発電量調整供給契約に定める契約受電電力と発電者と当社との間の一時調達契約に係る電力受給に関する契約に定める契約受電電力の比

(ﾊ)　発電契約者と発電者との間の電力受給に関する契約が締結され，かつ，当該発電場所が発電量調整供給契約に属さないこととなった場合または発電者と当社との間の特定契約等が消滅した場合で，接続された電気を当社が無償で受電しているとき。

発電契約者と当社との間の発電量調整供給契約に定める契約受電電力と発電量調整供給契約に属さないこととなった場合の直前の当該発電量調整供給契約に定める契約受電電力または発電者と当社との間の特定契

約等が消滅した場合の直前の当該契約に係る電力受給に関する契約に定める契約受電電力の比

ロ　イ(ｲ)，(ﾛ)または(ﾊ)に該当する場合で，化石燃料を混焼するバイオマス発電設備のとき。

当該バイオマス発電設備の再生可能エネルギー特別措置法施行規則第４条の２第２項第９号イに定めるバイオマス比率（以下「認定バイオマス比率」といいます。）

なお，認定バイオマス比率は，発電量調整供給契約の申込みに際して発電契約者から当社に通知していただきます。

また，認定バイオマス比率を変更する場合は，すみやかに変更後の認定バイオマス比率を発電契約者から当社に通知していただきます。

ただし，認定バイオマス比率を用いることが困難な場合は，附則４（発電量調整供給契約についての特別措置［再生可能エネルギー発電設備］）(8)イに定める当該バイオマス発電設備のバイオマス比率等を基準として，発電契約者または発電者と当社との協議によって定めた比率といたします。

(2) (1)の場合で，特定契約または一時調達契約等に係る電力受給に関する契約における金銭債務が当該契約における金銭債務の支払期日を経過してなお支払われず，当該契約を解約したときは，受電地点において同一計量する発電量調整供給に係る発電契約者または発電者からの申出がない場合であっても，系統連系受電契約は消滅するものとし，また，すべての発電契約者の発電量調整供給契約を変更していただくものといたします。

なお，この場合には，当社は，その旨を発電契約者または発電者に通知いたします。

また，発電契約者と同一の者である発電者の場合は，当該発電契約者との発電量調整供給契約は変更され，または消滅するものといたします。

(3) 発電場所における発電出力（発電設備等の定格発電出力〔太陽光発電設備の場合は，太陽電池の合計出力とパワーコンディショナーの出力のいずれか小さい方の出力とし，パワーコンディショナーを複数台設置している場合は，各系列における太陽電池の合計出力とパワーコンディショナーの出力のいず

れか小さい方の出力を合計した値といたします。〕をいいます。また，複数の発電設備等を使用する発電場所の場合は，当該複数の発電設備等の定格発電出力の合計値といたします。）または同時最大受電電力が10キロワット未満（発電場所が，(1)イ(ハ)またはロ〔(1)イ(ハ)に該当する場合に限ります。〕に該当する場合は，当社が無償で受電している電気以外の電気を発電または放電している発電設備等に係る発電出力または同時最大受電電力が10キロワット未満のときといたします。)の場合の料金および必要となるその他の供給条件は，当分の間，次のとおりといたします。

イ　低圧で受電する場合で，その１月の受電地点で計量された30分ごとの発電量調整受電電力量の最大値を２倍した値が10未満のとき，または高圧もしくは特別高圧で受電する場合で，その１月の受電地点で記録型計量器により計量された30分ごとの連系電力（最小位までといたします。）の最大値が10キロワット未満のとき。

22（系統連系受電サービス）(3)に定める系統連系受電サービス料金および41（契約超過金）(2)に定める契約超過金は申し受けません。

ロ　低圧で受電する場合で，その１月の受電地点で計量された30分ごとの発電量調整受電電力量の最大値を２倍した値が10以上のとき，または高圧もしくは特別高圧で受電する場合で，その１月の受電地点で記録型計量器により計量された30分ごとの連系電力（最小位までといたします。）の最大値が10キロワット以上のとき。

(ｲ) 22（系統連系受電サービス）(2)イまたはロにおける系統連系受電課金対象電力の算定上，10キロワットを同時最大受電電力とみなします。

(ﾛ) 発電設備等に係る供給地点において電灯定額接続送電サービスが適用されている場合または発電設備等に係る供給地点のその１月の接続送電サービス契約電力（発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は，１接続送電サービスを適用した場合のその１月の接続送電サービス契約電力といたします。）が10キロワット未満の場合は，次のとおりといたします。

a　41（契約超過金）(2)イ(ｲ)またはロ(ｲ)における契約超過受電電力の

算定上，10キロワットを同時最大受電電力とみなします。

b　41（契約超過金）(2)イ(ﾛ)またはロ(ﾛ)における契約超過受電電力の算定上，10キロワットを接続送電サービス契約電力とみなします。

(4) 契約者が特定契約を締結する再生可能エネルギー発電設備または再生可能エネルギー特別措置法第２条の２第１項に定める市場取引等により再生可能エネルギー電気を供給する事業に係る発電設備等において，イに定める適用範囲に該当する場合の料金および必要となるその他の供給条件は，当分の間，次のとおりといたします。

イ　適　用　範　囲

原則として，令和６年３月31日までに再生可能エネルギー特別措置法第９条第４項に定める認定を受け，または，再生可能エネルギー特別措置法第７条にもとづいて落札された発電設備等に適用いたします。

ロ　系統連系受電サービス料金等

22（系統連系受電サービス）(3)に定める系統連系受電サービス料金および41（契約超過金）(2)に定める契約超過金は申し受けません。

なお，発電場所において，イ以外の発電設備等（当社が特定契約を締結する再生可能エネルギー発電設備を除きます。）が混在する場合またはイの発電設備等が化石燃料を混焼するバイオマス発電設備の場合は，(ｲ)，(ﾛ)または(ﾊ)により，イ以外の部分に係る系統連系受電課金対象電力，系統連系受電サービスに係る発電量調整受電電力量または契約超過受電電力を定め，系統連系受電サービス料金および契約超過金を申し受けます。

(ｲ) 系統連系受電課金対象電力

a　イの発電設備等が，化石燃料を混焼するバイオマス発電設備以外の場合

系統連系受電課金対象電力は，同時最大受電電力を発電出力等の比であん分してえた値から，発電設備等に係る供給地点のその１月の接続送電サービス契約電力（発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は，１接続送電サービスを適用した場合のその１月の接続送電サービス契約電力といたします。）を発電出力等の比であん

分してえた値を差し引いた値といたします。ただし，差し引いた値が零を下回る場合の系統連系受電課金対象電力は，零といたします。

なお，あん分に必要となる発電出力は，契約者または発電契約者から当社へ通知していただきます。

b　イの発電設備等が，化石燃料を混焼するバイオマス発電設備の場合

系統連系受電課金対象電力は，同時最大受電電力を認定バイオマス比率であん分してえた値から，発電設備等に係る供給地点のその１月の接続送電サービス契約電力（発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は，１接続送電サービスを適用した場合のその１月の接続送電サービス契約電力といたします。）を認定バイオマス比率であん分してえた値を差し引いた値といたします。ただし，差し引いた値が零を下回る場合の系統連系受電課金対象電力は，零といたします。

なお，認定バイオマス比率は，発電量調整供給契約の申込みに際して契約者または発電契約者から当社に通知していただきます。

また，認定バイオマス比率を変更する場合は，すみやかに変更後の認定バイオマス比率を契約者または発電契約者から当社に通知していただきます。

ただし，認定バイオマス比率を用いることが困難な場合は，附則４（発電量調整供給契約についての特別措置［再生可能エネルギー発電設備］）(8)イに定める当該バイオマス発電設備のバイオマス比率等を基準として，契約者，発電契約者または発電者と当社との協議によって定めた比率といたします。

(ﾛ)　発電量調整受電電力量

a　イの発電設備等が，契約者が特定契約を締結する再生可能エネルギー発電設備の場合

イ以外の発電設備等に係る発電量調整受電電力量について，30（計量）(1)ただし書または附則４（発電量調整供給契約についての特別措置［再生可能エネルギー発電設備］）(7)ハもしくは(8)イに準じて算定いたします。

b　イの発電設備等が，再生可能エネルギー特別措置法第２条の２第１項に定める市場取引等により再生可能エネルギー電気を供給する事業に係る発電設備等の場合

イ以外の発電設備等に係る発電量調整受電電力量について，30(計量)(1)ただし書または附則４(発電量調整供給契約についての特別措置[再生可能エネルギー発電設備])(7)ハに準じて算定いたします。ただし，化石燃料を混焼するバイオマス発電設備の場合は，発電量調整受電電力量から発電量調整受電電力量に当該バイオマス発電設備のバイオマス比率を乗じてえた値を差し引いた値にもとづき，算定いたします。

なお，バイオマス比率は，算定後すみやかに発電契約者または発電者から当社に通知していただきます。この場合，当社は，必要に応じて，バイオマス比率の算定根拠に関する文書を発電契約者または発電者から提出していただきます。

(ハ) 契約超過受電電力

a　イの発電設備等が，化石燃料を混焼するバイオマス発電設備以外の場合

(a)　同時最大受電電力が発電設備等に係る供給地点の接続送電サービス契約電力(発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は，１接続送電サービスを適用した場合のその１月の接続送電サービス契約電力といたします。）を上回る場合または発電設備等に係る供給地点において電灯定額接続送電サービスが適用されている場合

契約超過受電電力は，その１月の最大連系電力等を発電出力等の比であん分してえた値から同時最大受電電力を発電出力等の比であん分してえた値を差し引いた値といたします。

(b)　同時最大受電電力が発電設備等に係る供給地点の接続送電サービス契約電力(発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は，１接続送電サービスを適用した場合のその１月の接続送電サービス契約電力といたします。）を下回る場合

契約超過受電電力は，その１月の最大連系電力等を発電出力等の比であん分してえた値から発電設備等に係る供給地点のその１月の接続送電サービス契約電力（発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は，１接続送電サービスを適用した場合のその１月の接続送電サービス契約電力といたします。）を発電出力等の比であん分してえた値を差し引いた値といたします。ただし，差し引いた値が零を下回る場合は，契約超過金を申し受けません。

b　イの発電設備等が，化石燃料を混焼するバイオマス発電設備の場合

(a)　同時最大受電電力が発電設備等に係る供給地点の接続送電サービス契約電力（発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は，１接続送電サービスを適用した場合のその１月の接続送電サービス契約電力といたします。）を上回る場合または発電設備等に係る供給地点において電灯定額接続送電サービスが適用されている場合

契約超過受電電力は，その１月の最大連系電力等を認定バイオマス比率であん分してえた値から同時最大受電電力を認定バイオマス比率であん分してえた値を差し引いた値といたします。

(b)　同時最大受電電力が発電設備等に係る供給地点の接続送電サービス契約電力（発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は，１接続送電サービスを適用した場合のその１月の接続送電サービス契約電力といたします。）を下回る場合

契約超過受電電力は，その１月の最大連系電力等を認定バイオマス比率であん分してえた値から発電設備等に係る供給地点のその１月の接続送電サービス契約電力（発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は，１接続送電サービスを適用した場合のその１月の接続送電サービス契約電力といたします。）を認定バイオマス比率であん分してえた値を差し引いた値といたします。ただし，差し引いた値が零を下回る場合は，契約超過金を申し受けません。

(5)　揚水発電設備等が設置された受電地点において，揚水発電設備等により発

電量調整供給に係る電気を発電または放電する場合，当該発電量調整供給に係る電気の電力量については，22（系統連系受電サービス）(3)ロに定める電力量料金を申し受けません。ただし，発電設備（当社が特定契約を締結する再生可能エネルギー発電設備を除きます。）に揚水発電設備等が併設されている場合で，発電設備が(4)イに定める適用範囲に該当しないときは，発電契約者または発電者と当社との協議によりあらかじめ定めた方法によって系統連系受電サービスに係る発電量調整受電電力量を算定し，22（系統連系受電サービス）(3)ロに定める電力量料金を申し受けます。また，発電設備（当社が特定契約を締結する再生可能エネルギー発電設備を除きます。）に揚水発電設備等が併設されている場合で，発電設備が(4)イに定める適用範囲に該当し，かつ，再生可能エネルギー特別措置法第２条の２第１項に定める市場取引等により再生可能エネルギー電気を供給する事業に係る発電設備等が設置された受電地点に係る需要場所に接続供給され揚水または蓄電された電気を当該需要場所以外の需要場所に託送供給されるために発電または放電するときは，揚水発電設備等に係る系統連系受電課金対象電力および契約超過受電電力を(4)ロ(ｲ) a および(4)ロ(ﾊ) a に準じて定め，(4)にかかわらず，22（系統連系受電サービス）(3)イに定める基本料金から22（系統連系受電サービス）(3)ハ(ﾊ)に定める系統設備効率化割引額を差し引いた金額および41（契約超過金）(2)に定める契約超過金を申し受けます。

(6) 発電設備等に係る供給地点において当社との電気の需給契約を締結している場合は，次のとおりといたします。

イ　18（料金）(3)ロにおいて，当社との電気の需給契約における料金の支払義務発生日を供給側料金算定日とみなします。

ロ　22（系統連系受電サービス）(2)における系統連系受電課金対象電力または41（契約超過金）(2)における契約超過受電電力の算定上，次のとおりといたします。

(ｲ) 当社との電気の需給契約において，定額電灯または公衆街路灯Ａ（契約負荷設備の総容量が400ボルトアンペア未満の場合に限ります。）が適用されている場合を電灯定額接続送電サービスが適用されている場合と

みなします。

(ﾛ) 当社との電気の需給契約において，公衆街路灯Ａ（契約負荷設備の総容量が400ボルトアンペア以上の場合に限ります。）が適用されている場合，公衆街路灯Ａの契約負荷設備の総容量を電灯臨時定額接続送電サービスにおける契約負荷設備の総容量に準じて取り扱います。

(ﾊ) 当社との電気の需給契約における契約電力を接続送電サービス契約電力または臨時接続送電サービス契約電力とみなし，当社との電気の需給契約（(ｲ)または(ﾛ)の場合を除きます。）における契約負荷設備の総容量を電灯標準接続送電サービスにおける契約負荷設備の総容量，電灯時間帯別接続送電サービスにおける契約負荷設備の総容量，電灯従量接続送電サービスにおける契約負荷設備の総容量または電灯臨時接続送電サービスにおける契約負荷設備の総容量とみなします。

ハ　53（契約の廃止）(5)または55（解約等）(6)において，当社との電気の需給契約を接続供給契約とみなします。

(7) 令和６年３月31日までに接続供給に係る電気を発電または放電する発電場所で，イに定める近接性評価地域に立地している発電場所における系統設備効率化割引単価は，別表２（系統設備効率化割引の対象変電所等）(1)に定める系統設備効率化割引の対象変電所等および系統設備効率化割引単価の見直しまでの間，ロまたはハといたします。

イ　近接性評価地域

次の地域を近接性評価地域といたします。

都道府県	市町村
沖縄県	那覇市，宜野湾市，浦添市，糸満市，沖縄市，豊見城市，読谷村，嘉手納町，北谷町，北中城村，西原町，与那原町，南風原町，八重瀬町

ロ　受電電圧が標準電圧6,000ボルト以下の場合の系統設備効率化割引単価

22（系統連系受電サービス）(3)ハ(ﾛ)によって算定された系統設備効率化割引単価が，22（系統連系受電サービス）(3)ハ(ﾛ)の割引区分Ａ－２およびＢ－２を適用した場合に算定される系統設備効率化割引単価を下回る場

合の系統設備効率化割引単価は，22（系統連系受電サービス）(3)ハ(ﾛ)にかかわらず，22（系統連系受電サービス）(3)ハ(ﾛ)の割引区分Ａ－２およびＢ－２を適用した場合に算定される系統設備効率化割引単価といたします。

ハ　受電電圧が標準電圧6,000ボルトをこえる場合の系統設備効率化割引単価

22（系統連系受電サービス）(3)ハ(ﾛ)によって算定された系統設備効率化割引単価が，22（系統連系受電サービス）(3)ハ(ﾛ)の割引区分Ａ－２を適用した場合に算定される系統設備効率化割引単価を下回る場合の系統設備効率化割引単価は，22（系統連系受電サービス）(3)ハ(ﾛ)にかかわらず，22（系統連系受電サービス）(3)ハ(ﾛ)の割引区分Ａ－２を適用した場合に算定される系統設備効率化割引単価といたします。

16　分割接続供給についての特別措置

契約者が，１需要場所において，当該契約者と当社による分割供給を行なうための分割接続供給を希望される場合，当社をこの約款の分割接続供給における契約者とみなします。

17　災害救助法が適用された場合等の特別措置

令和７年４月１日以降に当社供給区域において災害が発生し，原則として災害発生日から１年以内に，当社供給区域内の地域が災害救助法第２条第３項に定める災害発生市町村または本部所管区域市町村の区域（以下「災害救助法適用地域」といいます。）として公示された場合，または当該災害が激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第２条第１項に定める激甚災害として指定され当社供給区域内の地域がその対象地域となった場合で，災害救助法の公示日または激甚災害の指定日が属する月から６月後の月の末日までに，当該災害により被害を受けた需要者（原則として災害救助法適用地域または激甚災害の対象地域の需要者に限ります。）の供給地点に係る託送供給について当該需要者に対して電気の供給を行なう契約者からこの特別措置の適用の申出があるとき（当社が分割接続供給を行なう供給地点においては，双方の契約者

から申出がある場合に限ります。）または当該災害により被害を受けた発電者（原則として災害救助法適用地域または激甚災害の対象地域の発電者に限ります。）の受電地点に係る発電量調整供給について当該発電者もしくは当該発電量調整供給に係る発電契約者からこの特別措置の適用の申出があるときの料金および必要となるその他の供給条件は次のとおりといたします。

なお，当社は，需要者または発電者の被害状況を確認するため，必要に応じてり災証明書の提示を求める等の措置を講ずることがあります。

(1) 災害により被害を受けた需要者の供給地点に係る接続送電サービス料金，臨時接続送電サービス料金および予備送電サービス料金について，災害発生日が属する月の前月の料金（支払期日が災害発生日以降となるものに限ります。）および災害発生日が属する月からその翌々月までの料金の供給側料金算定日を，18（料金）(1)にかかわらず，それぞれ１月延期いたします。

(2) 災害により被害を受けた需要者の供給地点において，災害により被害を受けたときから引き続きまったく電気を使用しない場合には，災害発生日が属する月から６月後の月の末日までの間は，料金の算定期間ごとに次の割引を行ない料金を算定いたします。

イ　割 引 の 対 象

電灯定額接続送電サービスについては接続送電サービス料金とし，電灯臨時定額接続送電サービスおよび動力臨時定額接続送電サービスについては臨時接続送電サービス料金とし，その他については当該供給地点の接続送電サービスまたは臨時接続送電サービスの基本料金（力率割引または割増しの適用を受ける場合はその適用後の基本料金といたします。）といたします。ただし，33（料金の算定）(1)イ，ロ，ニ，ホ，ヘまたはリの場合は，まったく電気を使用しない日における契約内容に応じて算定される１月の金額といたします。

ロ　割　　引　　率

ハに定める割引日数１日ごとに４パーセントといたします。

ハ　割　引　日　数

割引日数は，各月の料金の算定期間における，災害により被害を受けた

ときから引き続きまったく電気を使用しない期間の日数とし，30分ごとの接続供給電力量等にもとづき当社との協議によって定めます。

(3) 災害により被害を受けた需要者の供給地点において，災害により被害を受けたときから引き続きまったく予備送電サービスを使用しない場合には，災害発生日が属する月から６月後の月の末日までの間は，料金の算定期間ごとに(2)に準じて割引を行ない予備送電サービス料金を算定いたします。

(4) 災害により被害を受けた需要者の供給地点において，災害により被害を受けたときから引き続きまったく電気を使用しないで，契約者が当該供給地点に係る接続供給を廃止された後，契約者が新たに当該供給地点に係る接続供給の申込みを行なった場合で，その申込みが災害発生日が属する月の６月後の月の末日までに行なわれ，かつ，その申込みが災害により被害を受けたときの当該供給地点に係る接続送電サービス契約電力等をこえないとき（分割接続供給の場合は，その申込みにもとづく１供給地点につき，１接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービス契約電力等が，災害により被害を受けたときの１供給地点につき，１接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービス契約電力等をこえないときに限ります。）は，69（供給地点への供給設備の工事費負担金）にかかわらず，その工事費負担金を申し受けません。

(5) 契約者が，災害により被害を受けた需要者の供給地点において，再建等のため，20（臨時接続送電サービス）の申込みを行なった場合で，その申込みが災害発生日が属する月の６月後の月の末日までに行なわれたときは,72(臨時工事費）にかかわらず，その臨時工事費を申し受けません。

(6) 災害により被害を受けた需要者の供給地点において，電気設備が災害のため復旧まで一時使用不能となった場合，18（料金）(1)にかかわらず，災害発生日が属する月から６月後の月の末日までの間は，その使用不能設備に相当する接続送電サービスの基本料金，臨時接続送電サービスの基本料金および予備送電サービス料金の割引を行ない料金を算定いたします。

(7) 契約者が，災害により被害を受けた需要者の供給地点において，再建等のため，引込線，計量器，その付属装置，区分装置および通信設備等の取付位

置の変更の申込みを災害発生日が属する月の６月後の月の末日までに行なった場合で，その供給方法が災害により被害を受けたときの供給方法と同一であるときは，62（引込線の接続），63（計量器等の取付け）および64（通信設備等の施設）にかかわらず，原則として，その初回の工事に要した実費または実費相当額を申し受けません。

(8) 災害により被害を受けた需要者の供給地点において，当社が分割接続供給を行なう場合で，(2)または(6)によって割引を行ない接続送電サービス料金または臨時接続送電サービス料金を算定するときは，(9)または⑽による料金の調整を行なうために，１供給地点につき，１接続送電サービスまたは１臨時接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービス料金または臨時接続送電サービス料金を，(2)または(6)に準じて割引を行ない算定いたします。

(9) 災害により被害を受けた需要者の供給地点において，当社が分割接続供給を行ない，かつ，(2)または(6)によって割引を行ない接続送電サービス料金を算定する場合で，それぞれの契約者に係る接続送電サービス料金の合計と，(8)によって算定された１供給地点につき，１接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービス料金との間に差が生ずるときは，33（料金の算定）⑿に準じて接続送電サービス料金の調整を行ないます。

⑽ 災害により被害を受けた需要者の供給地点において，当社が分割接続供給を行ない，かつ，(2)または(6)によって割引を行ない臨時接続送電サービス料金を算定する場合で，それぞれの契約者に係る臨時接続送電サービス料金の合計と，(8)によって算定された１供給地点につき，１臨時接続送電サービスを適用した場合の臨時接続送電サービス料金との間に差が生ずるときは，33（料金の算定）⒀に準じて臨時接続送電サービス料金の調整を行ないます。

⑾ 災害により被害を受けた需要者の供給地点において，当社が分割接続供給を行なう場合で，(3)または(6)によって割引を行ない予備送電サービス料金を算定するときは，⑿による料金の調整を行なうために，１供給地点につき，１予備送電サービスを適用した場合の予備送電サービス料金を，(3)または(6)に準じて割引を行ない算定いたします。

⑿ 災害により被害を受けた需要者の供給地点において，当社が分割接続供給

を行ない，かつ，予備送電サービスをあわせて適用し，(3)または(6)によって割引を行ない予備送電サービス料金を算定する場合で，それぞれの契約者に係る予備送電サービス料金の合計と，(11)によって算定された１供給地点につき，１予備送電サービスを適用した場合の予備送電サービス料金との間に差が生ずるときは，33（料金の算定）(14)に準じて予備送電サービス料金の調整を行ないます。

(13) 災害により被害を受けた発電者の受電地点に係る系統連系受電サービス料金について，災害発生日が属する月の前月の料金（支払期日が災害発生日以降となるものに限ります。），および災害発生日が属する月からその翌々月までの料金の支払期日を，34（支払義務の発生および支払期日）にかかわらず，それぞれ１月延期いたします。

(14) 災害により被害を受けた発電者の受電地点において，災害により被害を受けたときから引き続きまったく発電または放電しない場合（他の発電量調整供給契約等と同一計量する場合等は，すべての発電量調整供給等に係る発電量調整受電電力量等が零であるときに限ります。）には，災害発生日が属する月から６月後の月の末日までの間は，料金の算定期間ごとに次の割引を行ない料金を算定いたします。

イ　割 引 の 対 象

当該受電地点の系統連系受電サービスの基本料金から系統設備効率化割引額を差し引いた金額といたします。ただし，33（料金の算定）(1)イ，ハ，ニ，トまたはチの場合は，まったく電気を発電または放電しない日における契約内容に応じて算定される１月の金額といたします。

ロ　割　　引　　率

ハに定める割引日数１日ごとに４パーセントといたします。

ハ　割　引　日　数

割引日数は，各月の料金の算定期間における，災害により被害を受けたときから引き続きまったく電気を発電または放電しない期間の日数とし，30分ごとの発電量調整受電電力量等にもとづき当社との協議によって定めます。

⑮ 災害により被害を受けた発電者の受電地点において，発電設備等が災害のため復旧まで一時運転不能となった場合，18（料金）(3)にかかわらず，災害発生日が属する月から６月後の月の末日までの間は，その運転不能設備に相当する系統連系受電サービスの基本料金の割引を行ない料金を算定いたします。

なお，この場合，その運転不能設備に相当する系統連系受電サービスの系統設備効率化割引は適用いたしません。

別　　表

１　契約設備電力の算定

契約設備電力は，原則として，負荷設備の容量等を基準として定めるものといたします。

ただし，これによりがたい場合は，主開閉器の定格電流にもとづき別表３（契約電力の算定方法）に準じて算定いたします。

２　系統設備効率化割引の対象変電所等

(1) 系統設備効率化割引の対象変電所等

次の変電所等を系統設備効率化割引の対象変電所等といたします。

割 引 区 分	割引対象変電所等
Ａ－１	友寄変電所，西那覇変電所，北那覇変電所，牧港第一変電所
Ａ－２	西原変電所
Ａ－３	－
Ｂ－１	友寄変電所，高安変電所，小禄変電所，那覇変電所，東町変電所，壺川変電所，松尾変電所，古波蔵変電所，真玉橋変電所，上間変電所，与那原変電所，繁多川変電所，牧志変電所，久茂地変電所，西那覇変電所，泊変電所，曙変電所，勢理客変電所，宮城変電所，城間変電所，北那覇変電所，安室変電所，小那覇変電所，前田変電所，南上原変電所，安谷屋変電所，渡口変電所，瑞慶覧変電所，桑江変電所，北谷変電所，島袋変電所，中の町変電所，高原変電所，知花変電所，天願変電所，座喜味変電所，伊良皆第一変電所，屋良変電所，伊波変電所，新金武変電所，新名護変電所，伊平変電所
Ｂ－２	糸満変電所，阿波根変電所，与根変電所，南風原変電所，大名変電所，浦添変電所，牧港第一変電所，大山変電所，普天間変電所，美里変電所，中城湾変電所，喜仲変電所，与勝変電所，仲石変電所，石川変電所，冨着変電所，恩納変電所，安富祖変電所，喜瀬変電所，名護変電所，石垣第二発電所，西表東変電所

なお，系統設備効率化割引の対象変電所等および系統設備効率化割引単価については，原則として令和10年４月１日に見直しを行なうものとし，当該見直し後は原則として５年ごとに見直しを行なうものといたします 。

(2) 系統設備効率化割引の割引区分の適用

イ (1)の割引区分は，10 (契約の成立および契約期間) (1)により系統連系受電契約が成立したときの連系変電所等により適用いたします。

なお，連系変電所等については，原則として令和10年４月１日に見直しを行なうものとし，当該見直し後は原則として５年ごとに見直しを行なうものといたします。

ロ (1)に定める系統設備効率化割引の対象変電所等および系統設備効率化割

引単価の見直しまでの間に利用する変電所等に変更があった場合であっても，(1)に定める系統設備効率化割引の対象変電所等および系統設備効率化割引単価の見直しまでの間に適用される割引区分は継続されるものといたします。

ハ　(1)に定める系統設備効率化割引の対象変電所等および系統設備効率化割引単価の見直し後に発電量調整供給を開始した場合であっても，(1)の割引区分は，イにより適用するものといたします。ただし，適用される22（系統連系受電サービス）(3)ハ(ﾛ)の系統設備効率化割引単価は見直し後のものといたします。

ニ　令和６年４月１日以降，受電地点を新たに設定する発電場所（発電設備等を新たに使用する場合に限ります。）または同一地点で発電設備等のすべての変更を行なう発電場所について，発電量調整供給の開始または変更以降，(1)に定める系統設備効率化割引の対象変電所等および系統設備効率化割引単価の見直しを行なった場合における見直し後に適用する割引区分は，その次の(1)に定める系統設備効率化割引の対象変電所等および系統設備効率化割引単価の見直しまでの間１回に限り，次のとおりといたします。ただし，適用される22（系統連系受電サービス）(3)ハ(ﾛ)の系統設備効率化割引単価は見直し後のものといたします。

見直し前の割引区分	見直し後の割引区分	適用される割引区分
Ａ－１	Ａ－１，Ａ－２，Ａ－３または割引対象外	Ａ－１
Ａ－２	Ａ－１	Ａ－１
	Ａ－２，Ａ－３または割引対象外	Ａ－２
Ａ－３	Ａ－１	Ａ－１
	Ａ－２	Ａ－２
	Ａ－３または割引対象外	Ａ－３
Ｂ－１	Ｂ－１，Ｂ－２または割引対象外	Ｂ－１
Ｂ－２	Ｂ－１	Ｂ－１
	Ｂ－２または割引対象外	Ｂ－２

３　契約電力の算定方法

19（接続送電サービス）(2)イ(ﾛ)または20（臨時接続送電サービス）(2)イ(ﾛ)の場合の契約電力は，次により算定したものに，力率（100パーセントといたします。）を乗じてえた値といたします。

(1) 供給電気方式および供給電圧が交流単相２線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相３線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトの場合

$$\text{契約主開閉器の定格電流（アンペア）} \times \text{電圧（ボルト）} \times \frac{1}{1,000}$$

なお，交流単相３線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトの場合の電圧は，200ボルトといたします。

(2) 供給電気方式および供給電圧が交流３相３線式標準電圧200ボルトの場合

$$\text{契約主開閉器の定格電流（アンペア）} \times \text{電圧（ボルト）} \times 1.732 \times \frac{1}{1,000}$$

4　負荷設備の入力換算容量

(1) 照明用電気機器

照明用電気機器の換算容量は，次のイ，ロ，ハおよびニによります。

イ　け　い　光　灯

	換　算　容　量	
	入力（ボルトアンペア）	入力(ワット)
高力率型	管灯の定格消費電力(ワット)×150パーセント	管灯の定格消費電力(ワット)×125パーセント
低力率型	管灯の定格消費電力(ワット)×200パーセント	

ロ　ネ オ ン 管 灯

2次電圧(ボルト)	換　算　容　量		
	入力（ボルトアンペア）		入力(ワット)
	高力率型	低力率型	
3,000	30	80	30
6,000	60	150	60
9,000	100	220	100
12,000	140	300	140
15,000	180	350	180

ハ　スリームラインランプ

管の長さ(ミリメートル)	換　算　容　量	
	入力（ボルトアンペア）	入力(ワット)
999以下	40	40
1,149以下	60	60
1,556以下	70	70
1,759以下	80	80
2,368以下	100	100

ニ　水　　銀　　灯

出力 （ワット）	換　算　容　量		
	入力（ボルトアンペア）		入力(ワット)
	高力率型	低力率型	
40 以下	60	130	50
60 以下	80	170	70
80 以下	100	190	90
100 以下	150	200	130
125 以下	160	290	145
200 以下	250	400	230
250 以下	300	500	270
300 以下	350	550	325
400 以下	500	750	435
700 以下	800	1,200	735
1,000 以下	1,200	1,750	1,005

(2) 誘 導 電 動 機

イ　単相誘導電動機

(ｲ) 出力が馬力表示の単相誘導電動機の換算容量（入力〔キロワット〕）は，換算率100.0パーセントを乗じたものといたします。

(ﾛ) 出力がワット表示のものは，次のとおりといたします。

出力 （ワット）	換　算　容　量		
	入力（ボルトアンペア）		入力（ワット）
	高力率型	低力率型	
35 以下	―	160	出力（ワット）× 133.0 パーセント
45 以下	―	180	
65 以下	―	230	
100 以下	250	350	
200 以下	400	550	
400 以下	600	850	
550 以下	900	1,200	
750 以下	1,000	1,400	

ロ　３相誘導電動機

契約負荷設備	換算容量（入力〔キロワット〕）
低圧誘導電動機	出力（馬力）　×　93.3 パーセント
	出力（キロワット）　×　125.0 パーセント
高圧誘導電動機	出力（馬力）　×　87.8 パーセント
	出力（キロワット）　×　117.6 パーセント

(3) レントゲン装置

レントゲン装置の換算容量は，次によります。

なお，レントゲン装置が２以上の装置種別を兼ねる場合は，いずれか大きい換算容量といたします。

装置種別 （携帯型および移動型を含みます。）	最高定格 管 電 圧 （ｷﾛﾎﾞﾙﾄﾋﾟｰｸ）	管電流 （短時間定格電流） （ﾐﾘｱﾝﾍﾟｱ）	換算容量 （入力） （ｷﾛﾎﾞﾙﾄｱﾝﾍﾟｱ）
治療用装置			定格１次最大入力（ｷﾛﾎﾞﾙﾄｱﾝﾍﾟｱ）の値といたします。
診察用装置	95 ｷﾛﾎﾞﾙﾄﾋﾟｰｸ以下	20 ﾐﾘｱﾝﾍﾟｱ以下	1
		20 ﾐﾘｱﾝﾍﾟｱ超過　30 ﾐﾘｱﾝﾍﾟｱ以下	1.5
		30 ﾐﾘｱﾝﾍﾟｱ超過　50 ﾐﾘｱﾝﾍﾟｱ以下	2
		50 ﾐﾘｱﾝﾍﾟｱ超過　100 ﾐﾘｱﾝﾍﾟｱ以下	3
		100 ﾐﾘｱﾝﾍﾟｱ超過　200 ﾐﾘｱﾝﾍﾟｱ以下	4
		200 ﾐﾘｱﾝﾍﾟｱ超過　300 ﾐﾘｱﾝﾍﾟｱ以下	5
		300 ﾐﾘｱﾝﾍﾟｱ超過　500 ﾐﾘｱﾝﾍﾟｱ以下	7.5
		500 ﾐﾘｱﾝﾍﾟｱ超過　1,000 ﾐﾘｱﾝﾍﾟｱ以下	10
	95 ｷﾛﾎﾞﾙﾄﾋﾟｰｸ超過 100 ｷﾛﾎﾞﾙﾄﾋﾟｰｸ以下	200 ﾐﾘｱﾝﾍﾟｱ以下	5
		200 ﾐﾘｱﾝﾍﾟｱ超過　300 ﾐﾘｱﾝﾍﾟｱ以下	6
		300 ﾐﾘｱﾝﾍﾟｱ超過　500 ﾐﾘｱﾝﾍﾟｱ以下	8
		500 ﾐﾘｱﾝﾍﾟｱ超過　1,000 ﾐﾘｱﾝﾍﾟｱ以下	13.5
	100 ｷﾛﾎﾞﾙﾄﾋﾟｰｸ超過 125 ｷﾛﾎﾞﾙﾄﾋﾟｰｸ以下	500 ﾐﾘｱﾝﾍﾟｱ以下	9.5
		500 ﾐﾘｱﾝﾍﾟｱ超過　1,000 ﾐﾘｱﾝﾍﾟｱ以下	16
	125 ｷﾛﾎﾞﾙﾄﾋﾟｰｸ超過 150 ｷﾛﾎﾞﾙﾄﾋﾟｰｸ以下	500 ﾐﾘｱﾝﾍﾟｱ以下	11
		500 ﾐﾘｱﾝﾍﾟｱ超過　1,000 ﾐﾘｱﾝﾍﾟｱ以下	19.5
蓄電器放電式 診察用装置		コンデンサ容量　0.75 ﾏｲｸﾛﾌｧﾗｯﾄﾞ以下	1
		コンデンサ容量　0.75 ﾏｲｸﾛﾌｧﾗｯﾄﾞ超過 1.5 ﾏｲｸﾛﾌｧﾗｯﾄﾞ以下	2
		コンデンサ容量　1.5 ﾏｲｸﾛﾌｧﾗｯﾄﾞ超過 3 ﾏｲｸﾛﾌｧﾗｯﾄﾞ以下	3

(4) 電 気 溶 接 機

電気溶接機の換算容量は，次の算式によって算定された値といたします。

イ　日本産業規格に適合した機器（コンデンサ内蔵型を除きます。）の場合

$$\text{入力（キロワット）} = \text{最大定格１次入力（キロボルトアンペア）} \times 70\ \text{パーセント}$$

ロ　イ以外の場合

$$\text{入力（キロワット）} = \text{実測した１次入力（キロボルトアンペア）} \times 70\ \text{パーセント}$$

(5) そ　の　他

イ　(1)，(2)，(3)および(4)によることが不適当と認められる電気機器の換算容量（入力）は，実測した値を基準として契約者と当社との協議によって定めます。ただし，特別の事情がある場合は，定格消費電力を換算容量（入力）とすることがあります。

ロ　動力と一体をなし，かつ，動力を使用するために直接必要であって欠くことができない表示灯は，動力とあわせて１契約負荷設備として契約負荷設備の容量（入力）を算定いたします。

ハ　予備設備であることが明らかな電気機器については，契約負荷設備の容量の算定の対象といたしません。

５　離島ユニバーサルサービス調整

(1) 離島ユニバーサルサービス調整額の算定

イ　離島平均燃料価格

原油換算値１キロリットル当たりの離島平均燃料価格は，貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき，次の算式によって算定された値といたします。

なお，離島平均燃料価格は，100円単位とし，100円未満の端数は，10円の位で四捨五入いたします。

離島平均燃料価格＝Ａ×α

Ａ＝各離島平均燃料価格算定期間における１キロリットル当たりの平

均原油価格

α＝1.0000

なお，各離島平均燃料価格算定期間における１キロリットル当たりの平均原油価格は，１円とし，その端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。

ロ　離島基準燃料価格

原油換算値１キロリットル当たりの離島基準燃料価格は，79,300円といたします。

ハ　離島調整上限燃料価格

原油換算値１キロリットル当たりの離島調整上限燃料価格は，119,000円といたします。

ニ　離島ユニバーサルサービス調整単価

離島ユニバーサルサービス調整単価は，次の算式によって算定された値といたします。

なお，離島ユニバーサルサービス調整単価の単位は，１銭とし，その端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。

(ｲ)　１キロリットル当たりの離島平均燃料価格が離島基準燃料価格を下回る場合

$$\text{離島ユニバーサルサービス調整単価} = (\text{離島基準燃料価格} - \text{離島平均燃料価格}) \times \frac{\text{(2)の離島基準単価}}{1,000}$$

(ﾛ)　１キロリットル当たりの離島平均燃料価格が離島基準燃料価格を上回り，かつ，離島調整上限燃料価格以下の場合

$$\text{離島ユニバーサルサービス調整単価} = (\text{離島平均燃料価格} - \text{離島基準燃料価格}) \times \frac{\text{(2)の離島基準単価}}{1,000}$$

(ﾊ)　１キロリットル当たりの離島平均燃料価格が離島調整上限燃料価格を

上回る場合

離島平均燃料価格は，離島調整上限燃料価格といたします。

$$\text{離島ユニバーサルサービス調整単価} = (\text{離島調整上限燃料価格} - \text{離島基準燃料価格}) \times \frac{\text{(2)の離島基準単価}}{1,000}$$

ホ　離島ユニバーサルサービス調整単価の適用

各離島平均燃料価格算定期間の離島平均燃料価格によって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価は，その離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間に使用される接続供給にかかる電気に適用いたします。

(ｲ)　各離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間は，(ﾛ)，(ﾊ)および(ﾆ)の場合を除き，次のとおりといたします。

離島平均燃料価格算定期間	離島ユニバーサルサービス 調整単価適用期間
毎年１月１日から３月 31 日までの期間	その年の５月の検針日から６月の検針日の前日までの期間
毎年２月１日から４月 30 日までの期間	その年の６月の検針日から７月の検針日の前日までの期間
毎年３月１日から５月 31 日までの期間	その年の７月の検針日から８月の検針日の前日までの期間
毎年４月１日から６月 30 日までの期間	その年の８月の検針日から９月の検針日の前日までの期間
毎年５月１日から７月 31 日までの期間	その年の９月の検針日から 10 月の検針日の前日までの期間
毎年６月１日から８月 31 日までの期間	その年の 10 月の検針日から 11 月の検針日の前日までの期間
毎年７月１日から９月 30 日までの期間	その年の 11 月の検針日から 12 月の検針日の前日までの期間
毎年８月１日から 10 月 31 日までの期間	その年の 12 月の検針日から翌年の１月の検針日の前日までの期間
毎年９月１日から 11 月 30 日までの期間	翌年の１月の検針日から２月の検針日の前日までの期間
毎年 10 月１日から 12 月 31 日までの期間	翌年の２月の検針日から３月の検針日の前日までの期間
毎年 11 月１日から翌年の１月 31 日までの期間	翌年の３月の検針日から４月の検針日の前日までの期間
毎年 12 月１日から翌年の２月 28 日までの期間（翌年が閏年となる場合は，翌年の２月 29 日までの期間）	翌年の４月の検針日から５月の検針日の前日までの期間

(ﾛ) 記録型計量器により計量する場合で，当社があらかじめ契約者に計量日をお知らせしたときは，(ﾆ)の場合を除き，その供給地点の各離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間は，(ｲ)に準ずるものといたします。この場合，(ｲ)にいう検針日は，計量日といたします。

(ﾊ) 定額接続送電サービスの場合は，各離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間は，(ｲ)に準ずるものといたします。この場合，(ｲ)にいう検針日は，その供給地点の属する検針区域の検針日といたします。ただし，電灯臨時定額接続送電サービスお

よび動力臨時定額接続送電サービスの適用を受け，料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間，または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合は，(ｲ)にいう検針日は，応当日といたします。

(ﾆ) 検針日が毎月初日の需要者に係る供給地点については，各離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間は，(ｲ)に準ずるものといたします。この場合，(ｲ)にいう各月の検針日は，その月の翌月の初日といたします。

ﾍ　離島ユニバーサルサービス調整額

(ｲ) 定額制供給の場合

a　電灯定額接続送電サービス

離島ユニバーサルサービス調整額は，ニによって算定された各契約負荷設備ごとの離島ユニバーサルサービス調整単価の合計といたします。

b　電灯臨時定額接続送電サービスおよび動力臨時定額接続送電サービス

離島ユニバーサルサービス調整額は，ニによって算定された各臨時接続送電サービスごとの離島ユニバーサルサービス調整単価といたします。

(ﾛ) 従量制供給の場合

離島ユニバーサルサービス調整額は，その１月の接続供給電力量にニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価を適用して算定いたします。

(2) 離島基準単価

離島基準単価は，離島平均燃料価格が1,000円変動した場合の値といたします。

ｲ　定額制供給の場合

(ｲ) 電灯定額接続送電サービス

離島基準単価は，各契約負荷設備ごとに１月につき次のとおりといたします。

電灯	10ワットまでの1灯につき	10銭2厘
	10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	20銭6厘
	20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	41銭0厘
	40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	61銭6厘
	60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	1円02銭6厘
	100ワットをこえる1灯につき100ワットまでごとに	1円02銭6厘
小型機器	50ボルトアンペアまでの1機器につき	30銭6厘
	50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	61銭3厘
	100ボルトアンペアをこえる1機器につき100ボルトアンペアまでごとに	61銭3厘

(ﾛ) 電灯臨時定額接続送電サービス

離島基準単価は，契約負荷設備の総容量（入力）によって，1日につき次のとおりといたします。

総容量が50ボルトアンペアまでの場合	8厘
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	1銭7厘
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	1銭7厘
総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロボルトアンペアまでの場合	16銭5厘
総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロボルトアンペアまでの場合1キロボルトアンペアまでごとに	16銭5厘

(ﾊ) 動力臨時定額接続送電サービス

離島基準単価は，次のとおりといたします。ただし，臨時接続送電サービス契約電力が0.5キロワットの場合の離島基準単価は，臨時接続送電サービス契約電力が1キロワットの場合の離島基準単価の半額といたしま

す。

臨時接続送電サービス契約電力１キロワット１日につき	17 銭 3 厘

ロ　従量制供給の場合

離島基準単価は，次のとおりといたします。

１キロワット時につき	2 銭 6 厘

(3) 離島ユニバーサルサービス調整単価等のお知らせ

当社は，(1)イの各離島平均燃料価格算定期間における１キロリットル当たりの平均原油価格および(1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価をインターネットを利用する方法等によりお知らせいたします。

６　平均力率の算定

(1) 平均力率は，次の算式によって算定された値といたします。ただし，有効電力量の値が零となる場合の平均力率は，85パーセントとみなします。

$$\text{平均力率（パーセント）} = \frac{\text{有効電力量}}{\sqrt{(\text{有効電力量})^2 + (\text{無効電力量})^2}} \times 100$$

(2) 有効電力量および無効電力量の計量については，30（計量）に準ずるものといたします。ただし，有効電力量または無効電力量は，30（計量）にかかわらず，当分の間，やむをえない場合には，受電電圧および供給電圧と異なった電圧で計量いたします。この場合，有効電力量または無効電力量は，計量された有効電力量または無効電力量を，受電電圧および供給電圧と同位にするために原則として３パーセントの計量損失率によって修正したものといたします。

７　契約負荷設備の総容量の算定

(1) 差込口の数と電気機器の数が異なる場合は，次によって算定された値にもとづき，契約負荷設備の総容量を算定いたします。

イ　電気機器の数が差込口の数を上回る場合

差込口の数に応じた電気機器の総容量（入力）といたします。この場合，最大の入力の電気機器から順次対象といたします。

ロ　電気機器の数が差込口の数を下回る場合

電気機器の総容量（入力）に電気機器の数を上回る差込口の数に応じて次によって算定した値を加えたものといたします。

(ｲ) 住宅，アパート，寮，病院，学校および寺院

1差込口につき　50ワット

(ﾛ) (ｲ)以外の場合

1差込口につき　100ワット

(2) 契約負荷設備の容量を確認できない場合は，同一業種の1回路当たりの平均負荷設備容量にもとづき，契約負荷設備の総容量（入力）を算定いたします。

8　発電量調整受電計画電力量，接続対象計画電力量および需要抑制量調整受電計画電力量に関する取扱い

(1) 発電量調整受電計画電力量の取扱い

発電量調整受電計画電力量は，原則として，別表11（発電計画・調達計画・販売計画）に定める当日計画の通知の期限における発電計画といたします。

ただし，発電契約者が通知した販売計画または調達計画が取引相手の対応する計画と一致しない場合には，当該計画は発電契約者の販売計画または調達計画と取引相手の対応する計画とのうちいずれか小さい値（取引相手の対応する計画がない場合は零とみなします。）とみなします。

なお，当日計画の通知の期限において発電契約者が通知した発電計画と調達計画の合計値が販売計画と一致しない場合，販売計画から調達計画を差し引いた値を当日計画の通知の期限における発電計画とみなします（以下「みなし発電計画」といいます。）。

この場合の発電バランシンググループごとの発電計画は，30分ごとに次の算式によりえられた値とみなします。

発電バランシンググループごとの発電計画

$$= \text{みなし発電計画の値} \times \frac{\text{当日計画の通知の期限における発電バランシンググループごとの発電計画の値}}{\text{当日計画の通知の期限における発電計画の値}}$$

(2) 接続対象計画電力量の取扱い

接続対象計画電力量は，原則として，別表10（需要計画・調達計画・販売計画）に定める当日計画の通知の期限における需要想定値といたします。

ただし，契約者が通知した調達計画または販売計画と取引相手の対応する計画が一致しない場合には，当該計画は契約者の調達計画または販売計画と取引相手の対応する計画とのうちいずれか小さい値（取引相手の対応する計画がない場合は零とみなします。）とみなします。

なお，当日計画の通知の期限において契約者が通知した需要想定値と需要想定値に対する取引計画が一致しない場合，調達計画から販売計画を差し引いた値を当日計画の通知の期限における需要想定値とみなします。

(3) 需要抑制量調整受電計画電力量の取扱い

イ　需要抑制量調整受電計画電力量は，原則として，別表12（需要抑制計画・調達計画・販売計画・ベースライン）に定める当日計画の通知の期限における需要抑制計画といたします。

ただし，需要抑制契約者が通知した調達計画または販売計画と取引相手の対応する計画が一致しない場合には，当該計画は需要抑制契約者の調達計画または販売計画と取引相手の対応する計画とのうちいずれか小さい値（取引相手の対応する計画がない場合は零とみなします。）とみなします。

ロ　需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量または需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量の算定上，次の(ｲ)または(ﾛ)に該当する場合は，次に定める値を需要抑制計画とみなします（以下「みなし需要抑制計画」といいます。）。この場合，みなし需要抑制計画が負となるときの31（電力およ

び電力量の算定）(14)イ(ﾛ)および(ﾊ)の需要抑制量調整受電計画電力量は，当日計画の通知の期限における需要抑制計画といたします。

なお，需要抑制契約者が複数の需要抑制バランシンググループを設定される場合の需要抑制バランシンググループごとのみなし需要抑制計画は，30分ごとに次の算式によりえられた値といたします。

需要抑制バランシンググループごとのみなし需要抑制計画

$$= \text{みなし需要抑制計画の値} \times \frac{\text{当日計画の通知の期限における需要抑制バランシンググループごとの需要抑制計画の値}}{\text{当日計画の通知の期限における需要抑制計画の合計値}}$$

(ｲ) 需要抑制契約者が通知した販売計画（イにより変更した場合は変更後の値といたします。）が調達計画（イにより変更した場合は変更後の値といたします。）を上回った場合

販売計画と調達計画の差を需要抑制計画の合計値に加えた値

(ﾛ) 需要抑制契約者が通知した販売計画（イにより変更した場合は変更後の値といたします。）が調達計画（イにより変更した場合は変更後の値といたします。）を下回った場合

販売計画と調達計画の差を需要抑制計画の合計値から減じた値

９ 電力量の協定

電力量を協議によって定める場合の基準は，原則として次によります。

(1) 定額制供給の場合の接続供給電力量

イ 接続供給電力量の算定式

その１月の接続供給電力量は，接続送電サービスまたは臨時接続送電サービスに応じて次により算定いたします。ただし，33（料金の算定）(1)イ，ロ，ニ，ホまたはへの場合は，接続送電サービスまたは臨時接続送電サービ

スに応じて次により算定した値を当月の料金の算定期間の日数で除し，協定の対象となる期間（以下「協定期間」といいます。）の日数を乗じた値といたします。

電灯定額接続送電サービス	電灯である契約負荷設備	10 ワットまでの１灯につき	10 ワット×ロに定める月別使用時間
		10 ワットをこえ 20 ワットまでの１灯につき	20 ワット×ロに定める月別使用時間
		20 ワットをこえ 40 ワットまでの１灯につき	40 ワット×ロに定める月別使用時間
		40 ワットをこえ 60 ワットまでの１灯につき	60 ワット×ロに定める月別使用時間
		60 ワットをこえ 100 ワットまでの１灯につき	100 ワット×ロに定める月別使用時間
		100 ワットをこえる１灯につき 100 ワットまでごとに	100 ワット×ロに定める月別使用時間
	小型機器である契約負荷設備１機器につき		20 キロワット時
電灯臨時定額接続送電サービス			契約灯個数×40 キロワット時
動力臨時定額接続送電サービス			契約電力×200 時間

ロ　月別使用時間

月別使用時間は，計算月ごとに下表のとおりといたします。

計算月	１月	２月	３月	４月	５月	６月
月別使用時間	472	469	401	410	362	342
計算月	７月	８月	９月	10 月	11 月	12 月
月別使用時間	312	326	348	368	416	435

ただし，閏年となる場合における３月の月別使用時間は，上表にかかわらず，415時間といたします。

(2) 従量制供給の場合の接続供給電力量

イ　過去の接続供給電力量による場合

次のいずれかによって算定いたします。ただし，協定期間または過去の電力量が計量された料金の算定期間に契約電力の変更があった場合は，料金の計算上区分すべき期間の日数に契約電力を乗じた値の比率を勘案して算定いたします。

(ｲ) 前月または前年同月の接続供給電力量による場合

$$\frac{\text{前月または前年同月の接続供給電力量}}{\text{前月または前年同月の料金の算定期間の日数}} \times \text{協定期間の日数}$$

(ﾛ) 前３月間の接続供給電力量による場合

$$\frac{\text{前３月間の接続供給電力量}}{\text{前３月間の料金の算定期間の日数}} \times \text{協定期間の日数}$$

ロ　使用された負荷設備の容量と使用時間による場合

使用された負荷設備の容量（入力）にそれぞれの使用時間を乗じてえた値を合計した値といたします。

ハ　取替後の計量器によって計量された期間の日数が10日以上である場合で，取替後の計量器によって計量された接続供給電力量によるとき。

$$\frac{\text{取替後の計量器によって計量された接続供給電力量}}{\text{取替後の計量器によって計量された期間の日数}} \times \text{協定期間の日数}$$

ニ　参考のために取り付けた計量器の計量による場合

参考のために取り付けた計量器によって計量された接続供給電力量といたします。

なお，この場合の計量器の取付けは，63（計量器等の取付け）に準ずるものといたします。

ホ　公差をこえる誤差により修正する場合

$$\frac{\text{計量電力量}}{\text{100 パーセント＋（±誤差率）}}$$

なお，公差をこえる誤差の発生時期が確認できない場合は，次の月以降の接続供給電力量を対象として協定いたします。

(ｲ) 契約者の申出により測定したときは，申出の日の属する月

(ﾛ) 当社が発見して測定したときは，発見の日の属する月

(3) (1)または(2)によって接続供給電力量を定める場合，協定期間の30分ごとの接続供給電力量は，協定期間の接続供給電力量を協定期間における30分ごとの接続供給電力量として均等に配分してえられる値といたします。

ただし，(2)によって接続供給電力量を定める場合で，協定期間の接続供給電力量を計量器の時間帯区分ごとに定めるときは，協定期間における各時間帯区分ごとの接続供給電力量をそれぞれの時間帯区分の30分ごとの接続供給電力量として均等に配分してえられる値といたします。

(4) 発電量調整受電電力量の協定については，(2)および(3)に準ずるものといたします。

10　需要計画・調達計画・販売計画

需要計画・調達計画・販売計画の通知の期限および通知の内容は次のとおりといたします。

<table>
<tr><td colspan="2">対 象
期 間</td><td>年間計画
（第１年度，第２年度）</td><td>月間計画
（翌月，翌々月）</td><td>週間計画
（翌週，翌々週）</td><td>翌々日
計　画</td><td>翌日計画</td><td>当日
計画</td></tr>
<tr><td colspan="2">通知の
期　限</td><td>毎年
10 月 31 日</td><td>毎月１日</td><td>毎週水曜日
午前 10 時</td><td>毎日
午前 10 時</td><td>毎日
午前 12 時</td><td>30 分ごとの実需給の開始時刻の１時間前</td></tr>
<tr><td rowspan="3">通知の内容</td><td>需要想定値</td><td>各月の平日および休日の接続対象電力の最大値および最小値</td><td>各週の平日および休日の接続対象電力の最大値および最小値</td><td>電力広域的運営推進機関が指定する時刻の日ごとの接続対象電力</td><td colspan="3">30 分ごとの接続対象電力量</td></tr>
<tr><td rowspan="2">需要想定値に対する調達計画・販売計画</td><td>各月の平日および休日の接続対象電力の最大値および最小値に対する発電契約者，契約者または需要抑制契約者毎の調達分および販売分の計画値</td><td>各週の平日および休日の接続対象電力の最大値および最小値に対する発電契約者，契約者または需要抑制契約者毎の調達分および販売分の計画値</td><td>電力広域的運営推進機関が指定する時刻の日ごとの接続対象電力に対する発電契約者，契約者または需要抑制契約者毎の調達分および販売分の計画値</td><td colspan="3">30 分ごとの接続対象電力量に対する発電契約者，契約者または需要抑制契約者毎の調達分および販売分の計画値</td></tr>
<tr><td>供給力未調達分の計画値
（自己等への電気の供給を行なう場合を除きます。）</td><td colspan="4">―</td></tr>
</table>

（注１）需要計画・調達計画・販売計画は，当社所定の様式により提出していただきます。

（注２）年度とは，４月１日から翌年の３月31日までの期間といたします。

（注３）当社が供給区域の詳細な需給状況を把握する必要がある場合は，より詳細な断面を提出していただく場合があります。

11　発電計画・調達計画・販売計画

発電計画・調達計画・販売計画の通知の期限および通知の内容は次のとおりといたします。

<table>
<tr><td colspan="2">対 象
期 間</td><td>年間計画
（第１年度，第２年度）</td><td>月間計画
（翌月，翌々月）</td><td>週間計画
（翌週，翌々週）</td><td>翌々日
計　画</td><td>翌日計画</td><td>当日
計画</td></tr>
<tr><td colspan="2">通知の
期　限</td><td>毎年
10 月 31 日</td><td>毎月１日</td><td>毎週水曜日
午前 10 時</td><td>毎日
午前 10 時</td><td>毎日
午前 12 時</td><td>原則として 30 分ごとの実需給の開始時刻の１時間前</td></tr>
<tr><td rowspan="4">通知の内容</td><td>発電計画</td><td>各月の平日および休日の発電量調整受電電力の最大値および最小値</td><td>各週の平日および休日の発電量調整受電電力の最大値および最小値</td><td>電力広域的運営推進機関が指定する時刻の日ごとの発電量調整受電電力</td><td colspan="3">30 分ごとの発電量調整受電電力量</td></tr>
<tr><td>調達計画・販売計画</td><td>各月の平日および休日の発電量調整受電電力の最大値および最小値に対する契約者，発電契約者または需要抑制契約者毎の調達分および販売分の計画値</td><td>各週の平日および休日の発電量調整受電電力の最大値および最小値に対する契約者，発電契約者または需要抑制契約者毎の調達分および販売分の計画値</td><td>電力広域的運営推進機関が指定する時刻の日ごとの発電量調整受電電力に対する契約者，発電契約者または需要抑制契約者毎の調達分および販売分の計画値</td><td colspan="3">30 分ごとの発電量調整受電電力量に対する契約者，発電契約者または需要抑制契約者毎の調達分および販売分の計画値</td></tr>
<tr><td rowspan="2">発電設備等の停止計画</td><td colspan="2">作業の開始日時，作業の終了日時，停止内容，その他必要な項目</td><td>－</td><td colspan="3">―</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2"></td><td colspan="3">計画外作業</td></tr>
<tr><td colspan="3">計画作業の変更分</td></tr>
</table>

（注１）発電計画・調達計画・販売計画は，当社所定の様式により提出していただきます。

（注２）年度とは，４月１日から翌年の３月31日までの期間といたします。

（注３）当社が系統運用上必要な場合および料金の算定上必要な場合は，発電場所別の発電計画もあわせて提出していただきます。

（注４）計画外作業及び計画作業の変更分については，発生のつど，すみやかに提出していただきます。

（注５）当社が供給区域の詳細な需給状況を把握する必要がある場合は，より詳細な断面を提出していただく場合があります。

12　需要抑制計画・調達計画・販売計画・ベースライン

需要抑制計画・調達計画・販売計画・ベースラインの通知の期限および通知の内容は次のとおりといたします。

<table>
<tr><td colspan="2">対 象
期 間</td><td>年間計画
（第１年度，第２年度）</td><td>月間計画
（翌月，翌々月）</td><td>週間計画
（翌週，翌々週）</td><td>翌々日
計　画</td><td>翌日計画</td><td>当日
計画</td></tr>
<tr><td colspan="2">通知の
期　限</td><td>毎年
10 月 31 日</td><td>毎月１日</td><td>毎週水曜日
午前 10 時</td><td>毎日
午前 10 時</td><td>毎日
午前 12 時</td><td>30 分ごとの実需給の開始時刻の１時間前</td></tr>
<tr><td rowspan="3">通知の内容</td><td>需要抑制計画</td><td>各月の平日および休日の需要抑制量調整受電電力の最大値および最小値</td><td>各週の平日および休日の需要抑制量調整受電電力の最大値および最小値</td><td>電力広域的運営推進機関が指定する時刻の日ごとの需要抑制量調整受電電力</td><td colspan="3">30 分ごとの需要抑制量調整受電電力量</td></tr>
<tr><td>調達計画・販売計画</td><td>各月の平日および休日の需要抑制量調整受電電力の最大値および最小値に対する契約者，発電契約者または需要抑制契約者毎の調達分および販売分の計画値</td><td>各週の平日および休日の需要抑制量調整受電電力の最大値および最小値に対する契約者，発電契約者または需要抑制契約者毎の調達分および販売分の計画値</td><td>電力広域的運営推進機関が指定する時刻の日ごとの需要抑制量調整受電電力に対する契約者，発電契約者または需要抑制契約者毎の調達分および販売分の計画値</td><td colspan="3">30 分ごとの需要抑制量調整受電電力量に対する契約者，発電契約者または需要抑制契約者毎の調達分および販売分の計画値</td></tr>
<tr><td>ベースライン</td><td>―</td><td>―</td><td>―</td><td>―</td><td>―</td><td>30 分ごとの値</td></tr>
</table>

（注１）需要抑制計画・調達計画・販売計画・ベースラインは，当社所定の様式により提出していただきます。

（注２）年度とは，４月１日から翌年の３月31日までの期間といたします。

（注３）当社が供給区域の詳細な需給状況を把握する必要がある場合は，より詳細な断面を提出していただく場合があります。

13　進相用コンデンサ取付容量基準

進相用コンデンサの容量は，次のとおりといたします。

(1) 照明用電気機器

イ　け　い　光　灯

進相用コンデンサをけい光灯に内蔵する場合の進相用コンデンサ取付容量は，次によります。

使用電圧 （ボルト）	管灯の定格消費 電力（ワット）	コンデンサ取付容量 （マイクロファラッド）
100	10	3.5
	15	4.5
	20	5.5
	30	9
	40	14
	60	17
	80	25
	100	30
200	40	3.5
	60	4.5
	80	5.5
	100	7

ロ　ネ オ ン 管 灯

２次電圧（ボルト）	コンデンサ取付容量 （マイクロファラッド）
3,000	20
6,000	30
9,000	50
12,000	50
15,000	75

ハ　水　　銀　　灯

出力 （ワット）	コンデンサ取付容量 （マイクロファラッド）	
	100 ボルト	200 ボルト
50 以下	30	7
100 以下	50	9
250 以下	75	15
300 以下	100	20
400 以下	150	30
700 以下	250	50
1,000 以下	300	75

(2) 誘 導 電 動 機

イ　個々にコンデンサを取り付ける場合

(ｲ) 単相誘導電動機

電動機定格出力 （キロワット）	馬　　力	1/8	1/4	1/2	1
	キロワット	0.1	0.2	0.4	0.75
コンデンサ取付容量 （マイクロファラッド）	使 用 電 圧 100 ボルト	40	50	75	100
	使 用 電 圧 200 ボルト	20	20	30	40

(ﾛ) ３相誘導電動機（使用電圧200ボルトの場合といたします。）

a　トップランナーモータの基準を満たす電動機

電動機	馬　力		1/4	1/2	1	2	3	5	7.5	10	15	20	25	30	40	50
定格出力	キロワット		0.2	0.4	0.75	1.5	2.2	3.7	5.5	7.5	11	15	18.5	22	30	37
コンデンサ取付容量マイクロファラッド	2 極	60ヘルツ	－	－	20	30	40	50	75	100	150	150	200	250	300	400
	4 極	60ヘルツ	－	－	30	40	50	75	100	150	200	250	300	400	500	700
	6 極	60ヘルツ	－	－	30	50	75	100	150	200	300	300	400	400	500	750

b　その他の電動機

電動機定格出力	馬力	1/4	1/2	1	2	3	5	7.5	10	15	20	25	30	40	50
	キロワット	0.2	0.4	0.75	1.5	2.2	3.7	5.5	7.5	11	15	18.5	22	30	37
コンデンサ取付容量（マイクロファラッド）		10	15	20	30	40	50	75	100	150	200	250	300	400	500

ロ　一括してコンデンサを取り付ける場合

やむをえない事情によって２以上の電動機に対して一括してコンデンサを取り付ける場合のコンデンサの容量は，各電動機の定格出力に対応するイに定めるコンデンサの容量の合計といたします。

(3) 電気溶接機（使用電圧200ボルトの場合といたします。）

イ　交流アーク溶接機

溶接機最大入力（キロボルトアンペア）	3以上	5以上	7.5以上	10以上	15以上	20以上	25以上	30以上	35以上	40以上	45以上50未満
コンデンサ取付容量（マイクロファラッド）	100	150	200	250	300	400	500	600	700	800	900

ロ　交流抵抗溶接機

イの容量の50パーセントといたします。

(4) そ　の　他

(1)，(2)および(3)によることが不適当と認められる電気機器については，機器の特性に応じて契約者と当社との協議によって定めます。

14 標 準 設 計

(1) 適　　用

イ　この基準は，Ⅷ（工事費の負担）に定める標準設計で施設する場合の工事費の算定に適用いたします。

ロ　この基準に明記していない場合は，電気設備に関する技術基準その他関係法令，当社の設計基準等にもとづき技術的に適当と認められる設計によります。この場合，その設計を標準設計といたします。

ハ　地形上その他周囲の状況からこの基準によりがたいため特別な施設を要する場合は，技術的に適当と認められる設計によります。この場合，その

設計を標準設計といたします。

(2) 高圧または低圧電線路

イ　通　　則

(ｲ) 電圧降下の許容限度

高圧または低圧電線路における電圧降下の許容限度は，次の値を標準といたします。この場合，電線路は受電地点または供給地点から受電地点または供給地点に最も近い発変電所の引出口に設置するしゃ断器または供給用変圧器の引出側端子までといたします。

なお，既設電線路を利用する場合，または他者と同時に供給設備を施設する場合は，他者の電圧降下等を考慮して施設いたします。

	高　　圧	低　　圧	
公称電圧（ボルト）	6,600	100	200
電圧降下（ボルト）	600	6	20

(ﾛ) 経　過　地

高圧または低圧電線路の経過地は，地形その他を考慮して保守および保安に支障のない範囲において，電線路が最も経済的に施設できるよう選定いたします。

(ﾊ) 電線路の種類

高圧または低圧電線路は，架空電線路を標準といたします。ただし，架空電線路とすることが法令上認められない場合，または技術上，経済上不適当と認められる場合は他の方法によります。

ロ　架空電線路

(ｲ) 電線路の施設

a　高圧または低圧架空電線路は，単独の電線路を新たに施設する場合，他の架空電線路と併架する場合，電線の張替えによる場合および負荷分割をする場合等線路の保守，保安上支障をきたさない範囲で最も経済的な方法により施設いたします。

b　高圧架空電線路を単独に施設する場合は，原則として１回線といたします。

(ﾛ) 支持物の種類

a　高圧または低圧架空電線路の支持物は，原則として工場打鉄筋コンクリート柱を標準といたします。

b　工場打鉄筋コンクリート柱を使用することが地形または技術上，経済上不適当と認められる場合は，他の支持物を使用いたします。

(ﾊ) 標　準　径　間

標準径間は，次の値を標準といたします。

施設地域	標準径間（メートル）
市　街　地	35
そ　の　他	45

(ﾆ) 支持物の長さ

低圧または高圧架空電線路の支持物の長さは，次の中から，施設場所の状況を考慮して技術上，経済上適正なものを選定いたします。ただし，施設場所の状況により，根入れ，他の工作物との離隔，装柱，弛度等の関係から必要な場合は，この標準以外のものといたします。

長さ（m）			
11	13	15	16

(ﾎ) が　い　し

がいしは，次のものを標準といたします。

使用箇所 電圧	引通箇所	引留箇所
高　　圧	高圧ピンがいし 高圧中実がいし アルミ線用高圧中実通りがいしAH付 アルミ線用高圧中実通りがいしAH無	高圧耐張がいし アルミ線用高圧引留がいしAH付 アルミ線用高圧引留がいしAH無
低　　圧	低圧ピンがいし	低圧引留がいし
低圧引込	低圧引留がいし，多溝がいし，ＤＶがいし	

(ﾍ) 電線の種類および太さ

a　高圧または低圧架空電線には，硬銅線またはアルミ電線を使用いたします。ただし，技術上，経済上不適当と認められる場合は，他の適当な材質のものを使用いたします。

b　高圧または低圧架空電線および高圧または低圧架空引込線には，絶縁電線を使用いたします。

c　電線の太さは許容電流，電圧降下，機械的強度および法令上の制限を考慮して，次の中から選定いたします。ただし，技術上，経済上不適当と認められる場合は，他の適当な電線を使用することがあります。

硬銅線の種類，太さおよび許容電流

（単位：アンペア）

種別＼太さ		単線（ミリメートル）		より線（平方ミリメートル）						
		2.6	3.2	14	22	38	60	80	100	150
引込用ビニール絶縁電線（ＤＥ電線）	2心	38	50							
	3心	34	44	62						
引込用600Ｖビニール絶縁電線（ＩＶ電線）					115	162	217			
屋外用ビニール絶縁電線（ＯＷ電線）					112	153	206			
高圧絶縁電線	ＯＣＷ電線				150	210	280	335	390	505

アルミ線の種類，太さおよび許容電流

（単位：アンペア）

種別＼太さ		より線（平方ミリメートル）			
		25	58	120	200
低圧絶縁電線	屋外用アルミ覆鋼心アルミ導体ビニル絶縁電線（ＡＣＳＲ／ＡＣ－ＯＷ）	90	145	220	
高圧絶縁電線	屋外用アルミ覆鋼心アルミ導体ポリエチレン絶縁電線（ＡＣＳＲ／ＡＣ－ＯＥ）		160		
	低風圧形屋外用アルミ覆鋼心アルミ導体架橋ポリエチレン絶縁電線（ＡＣＳＲ／ＡＣ－ＯＣ－Ｌ）			335	
	低風圧形屋外用アルミ導体架橋ポリエチレン絶縁電線（ＡＬ－ＯＣ－Ｌ）				455

(ﾄ) 柱上変圧器の容量

柱上変圧器の容量は，次の中から，需要の実情を考慮して当社が通常使用しているもののうち，技術上，経済上適正なものを選定いたします。

なお，３相で供給する場合は，単相変圧器２台によるＶ結線を標準といたしますが，単相変圧器３台をΔ結線で使用することもあります。

容　　量（キロボルトアンペア）						
5	10	20	30	50	75	100

(ﾁ) 開閉器の種類および容量

a　高圧架空電線路の操作または保守上必要な箇所には，開閉器を施設いたします。この場合，開閉器の種類は，原則として気中開閉器といたします。

b　開閉器の容量は，次の中から技術上，経済上適当なものを施設いたします。

容　　量（アンペア）			
200	400	600	

(ﾘ) 装　　柱

高圧または低圧架空電線路の標準装柱は，水平配列または垂直配列のうちいずれか技術上，経済上適当なものといたします。ただし，付近の樹木や建物等の状況によっては，他の装柱とすることがあります。

(ﾇ) 付属材料の種類

a　高圧または低圧架空電線路のアームは軽量腕金といたします。

b　支柱，支線柱は支持物強度の一部を安全に分担できる種類と長さのものを使用いたします。

c　変圧器の１次側に使用する開閉器には，高圧カットアウトを使用いたします。

(ﾙ) 耐 塩 害 施 設

架空電線路の機器および材料は，耐塩構造のものを使用いたします。

(ﾇ) 耐　雷　施　設

架空電線路には，アークホーン，避雷器等を施設いたします。

ハ　地 中 電 線 路

(ｲ) 施　設　方　法

高圧または低圧地中電線路の施設方法は，管路式を標準といたします。ただし，次の場合は，直接埋設式または暗きょ式とすることがあります。

a　直 接 埋 設 式

重車両が通ることなく，かつ，再掘さくが他に支障のない構内等に施設する場合

b　暗　き　ょ　式

当該線路を含めて多数のケーブルを同一場所に施設する場合

(ﾛ) 地中箱の施設

ケーブル引入れ，引抜き，接続等の工事および点検，その他保守作業を容易に行なうため必要な箇所に地中箱を施設いたします。

(ﾊ) ケーブルの種類および太さ

地中電線路に使用するケーブルの種類および太さは，次の中から技術上，経済上適当なものを選定いたします。

電　圧	種　類	太　　さ（平方ミリメートル）
低　圧	架橋ポリエチレン絶縁ビニルシースケーブル	22　38　60　100　150　250　325　－　－
高　圧		22　38　60　100　150　250　325　400　500

(ﾆ) 高圧機器（地上設置），高圧分岐装置，低圧分岐装置の設置

a　高圧機器（地上設置）は，高圧線を分岐する場合，または高圧を低圧に変圧する場合に施設いたします。

b　高圧分岐装置は，高圧線からπ分岐し，高圧の需要に地中引込みを行なう場合に施設いたします。

c　低圧分岐装置は，低圧幹線から低圧の需要への地中引込線を分岐する場合に施設いたします。

(3)　特別高圧電線路

イ　通　　則

(ｲ) 電圧降下の許容限度

特別高圧電線路の電圧降下の許容限度は，次の値を標準といたします。この場合，電線路は受電地点または供給地点から受電地点または供給地点に最も近い発変電所の引出口までといたします。

公称電圧（キロボルト）	22	66
電圧降下の許容限度（キロボルト）	2	6

(ﾛ) 経　過　地　等

特別高圧電線路の起点または分岐点の位置および経過地は，需要動向等の将来の見通しや地形その他用地の事情を考慮して，保守，保安等に支障のない範囲において，電線路がもっとも経済的に施設できるよう選定いたします。

(ﾊ) 電線路の種類および回線数

特別高圧電線路は，架空電線路を標準とし，回線数は原則１回線（予備供給設備を希望する場合にあたっては２回線）といたします。ただし，架空電線路とすることが法令上認められない場合または技術上，経済上不適当と認められる場合もしくは用地の確保が著しく困難な場合は，その他の方法によります。

ロ　架 空 電 線 路

(ｲ) 電 線 路 の 施 設

a　特別高圧架空電線路は，単独の電線路の新設，他の電線路との併架，電線張替等のうち，技術的に支障のない範囲で最も経済的な方法により施設いたします。

b　他の架空電線路と併架の場合の電線架線順位は，電圧の高いものを上部，低いものを下部といたします。

(ﾛ) 支 持 物 の 施 設

特別高圧架空電線路の支持物は，原則として鉄塔を使用いたします。ただし，22キロボルト以下の架空電線路で支持物に電柱を使用する場合（以

下「22キロボルト電柱方式」といいます。）は，原則として工場打鉄筋コンクリート柱を使用いたします。

(ハ) 標　準　径　間

標準径間は，次によるものといたします。

支持物種類	標準径間（メートル）
鉄　　塔	150以上　300以下
そ　の　他	30以上　150以下

(ニ) が　　い　　し

a　がいしは，250ミリメートル懸垂がいしを標準といたしますが，状況によりラインポストがいしまたは長幹がいしを使用することがあります。

ただし，「22キロボルト電柱方式」のがいしは，ラインポストがいしまたは長幹がいしを標準といたしますが，状況により，技術上，経済上適当なものを使用することがあります。

b　懸垂がいしの連結個数は，次の値を標準といたします。その他のがいしを使用する場合は，懸垂がいしに準じて施設いたします。

公　称　電　圧（キロボルト）	22	66
標準がいし個数	1	7
標準絶縁間隔（ミリメートル）	350	950
最小絶縁間隔（ミリメートル）	300	350
ジャンパーと腕金との間隔（ミリメートル）	400	1,060

c　塩じん害等により汚損する箇所には次の標準がいし連結個数を採用いたします。

なお，等価付着塩分量は，屋外に施設されるすべての箇所で0.35ミリグラム／平方センチメートル以上といたします。

付着塩分量 （ミリグラム／平方センチメートル）	0.35	0.5	0.5以上
公称電圧66キロボルト 標準がいし連結個数	7	7	8

(ﾎ) 装柱，その他

a　支持物の装柱は，電圧，電線の種類および太さ，気象条件，地理的条件，用地等事情を考慮して決定いたします。

b　絶縁間隔は，(ﾆ) b の値を標準といたします。

(ﾍ) 電線の種類および太さ

a　電線は機械的強度上特に必要のある場合，腐食のおそれがある場合等特別な場合を除き，裸硬銅より線，アルミ覆鋼心アルミより線またはアルミ覆鋼心耐熱アルミ合金より線を使用いたします。ただし，「22キロボルト電柱方式」の場合は絶縁電線を使用いたします。

b　電線の太さは，許容電流，短絡電流，電圧降下，電力損失，機械的強度等を考慮して，次の中から技術上，経済上必要最小のものを使用いたします。

裸硬銅より線		アルミ覆鋼心アルミより線		アルミ覆鋼心耐熱アルミ合金より線	
公称断面積 (平方ﾐﾘﾒｰﾄﾙ)	許容電流 (ｱﾝﾍﾟｱ)	公称断面積 (平方ﾐﾘﾒｰﾄﾙ)	許容電流 (ｱﾝﾍﾟｱ)	公称断面積 (平方ﾐﾘﾒｰﾄﾙ)	許容電流 (ｱﾝﾍﾟｱ)
125	485	410	846	410	1,349
100	420	240	608	240	954
55	290	160	467	—	—
—	—	120	399	—	—

水密型屋外用架橋ポリエチレン絶縁電線（ＯＣＷ）		アルミ覆鋼心アルミ導体架橋ポリエチレン絶縁電線（ＡＣ－ＯＣ）		アルミ導体架橋ポリエチレン絶縁電線（ＡＬ－ＯＣ）	
公称断面積 (平方ﾐﾘﾒｰﾄﾙ)	許容電流 (ｱﾝﾍﾟｱ)	公称断面積 (平方ﾐﾘﾒｰﾄﾙ)	許容電流 (ｱﾝﾍﾟｱ)	公称断面積 (平方ﾐﾘﾒｰﾄﾙ)	許容電流 (ｱﾝﾍﾟｱ)
150	505	120	355	200	455
100	390				

(ﾄ) 架空地線の施設

a　電線路には，雷害を防止するため架空地線を施設いたします。

b　架空地線は，アルミ覆鋼より線１条を標準とし，太さは55平方ミリメートル相当以上といたします。ただし，電磁誘導障害または腐食のおそれがある場合には，特殊電線を使用することがあります。

(ﾁ) 架空電線の地表上の高さ

電線の最低地上高は，次の値を標準といたします。ただし，電線路付近に建造物がある場合またはその建設が予定される地域，道路や河川の横断箇所，植林地通過箇所ならびにその他保安および保守上問題がある場合は，標準値に必要な高さを加算した値とします。

支持物の種類	最低地上高(メートル)	
	市街地	その他
鉄　　塔	18	9
電　　柱	8	6

(ﾘ) アークホーンおよびアーマーロッドの施設

がいし装置には，必要によりアークホーン，アーマーロッドを施設いたします。

(ﾇ) 耐雷施設

66キロボルト架空電線路には，原則として酸化亜鉛型避雷アークホーンを施設いたします。

(ﾙ) そ　の　他

搬送波の重畳されている電線路から分岐して電線路を施設する場合は，原則として搬送波を阻止するブロッキングコイルを施設いたします。

ハ　地 中 電 線 路

(ｲ) 施　設　方　法

特別高圧地中電線路の施設方法は，管路式を標準といたします。ただし，当該線路を含めて多数のケーブルを同一場所に施設する場合は，暗きょ式とすることがあります。

(ﾛ) ケーブルの種類および太さ

ケーブルの種類は，電圧，経過地，施設方法その他の条件を考慮して決定いたします。また，ケーブルの太さは，許容電流，電圧降下，事故電流，施設方法等を考慮して，原則として次の中から選定いたします。

なお，ケーブルの許容電流は，日本電線工業会規格に準じた算定方法に施設条件を考慮して算定いたします。

公称電圧 （キロボルト）	22	66
公称断面積 （平方ミリメートル）	22	80
	38	100
	60	150
	100	200
	150	250
	200	325
	325	400
	500	600

(ハ) 避雷器の施設

特別高圧架空電線路に接続される地中電線路には，ケーブルの保護のため，原則として接続部に避雷器を取り付けます。

(4) 変　電　設　備

イ　通　　則

電線路の引出設備は，その変電所の他の設備に準じて施設いたします。

ロ　結　　線　　法

結線および主要機器取付数量の標準は，次のとおりといたします。

公称電圧（キロボルト）		結線法	機器名	数量	備考
66	単母線	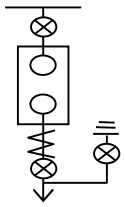	しゃ断器 断路器 変流器 配電盤	1台 2台 12個 1式	しゃ断器が自動連結構造の場合には，断路器を省略いたします。 変流器は，しゃ断器に内蔵されたものを標準といたします。
	複母線	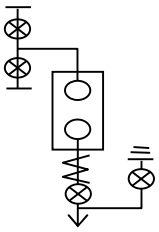	しゃ断器 断路器 変流器 配電盤	1台 3台 18個 1式	
22	単母線	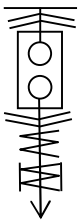	しゃ断器 変流器 零相変流器 配電盤	1台 6個 1個 1式	
6.6	単母線	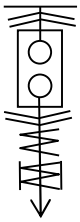	しゃ断器 変流器 零相変流器 配電盤	1台 2個 1個 1式	

凡　例

しゃ断器	断路器	接地装置	変流器	零相変流器	引出型 しゃ断器
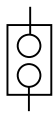		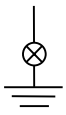	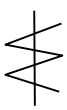	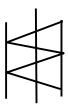	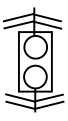

ハ　しゃ断器

(ｲ)　しゃ断器は，当社で一般的に使用しているもののなかで，その回路電圧に応じ，最大負荷時の電流および施工時の系統構成または将来構成さ

れることが予定されている系統構成について計算した事故電流から判断して，必要最小のものを使用いたします。

(ﾛ) 系統構成は，10年程度先を目標といたします。

ニ 断　　路　　器

(ｲ) 断路器は，当社で一般的に使用しているもののなかで，その回路電圧に応じ，最大負荷時の電流およびその系統の事故電流から判断して，必要最小のものを使用いたします。

(ﾛ) 系統構成は，10年程度先を目標といたします。

ホ 計器用変流器

(ｲ) 計器用変流器は，当社で一般的に使用しているもののなかで，その回路電圧に応じ，最大負荷時の電流およびその系統の事故電流から判断して，必要最小のものを使用いたします。

(ﾛ) 系統構成は，10年程度先を目標といたします。

ヘ 配　　電　　盤

配電盤には，原則として電流計，電力量計およびしゃ断器操作用開閉器ならびに運転に必要な器具を取り付けます。また，必要に応じ無効電力量計，電圧計等を取り付けます。

なお，無人変電所の場合には，当該設備の遠隔監視制御装置（通信伝送路を含みます。）を取り付けます。

ト 保 護 装 置

電線路には短絡または地絡故障を生じた場合に，自動的に電路をしゃ断するための保護装置を取り付けます。

なお，原則として各線路には自動再閉路継電器を施設いたします。

(5) 保安通信設備

イ 通　　則

(ｲ) 施 設 基 準

保安通信用電話設備は，原則として特別高圧で受電または供給する場合に法令の定めるところにより施設いたします。なお，回線数は，原則として１回線といたします。

(ﾛ) 通　信　方　式

保安通信用電話設備は，架空通信線，地中通信線または無線等による電話設備のうち，当該供給設備の保安上の重要度ならびに経済性を考慮して最も妥当な方式により施設いたします。

(ﾊ) 経　　過　　地

通信線路の経過地は，地形その他を考慮して，保守および保安に支障のない範囲において，最も経済的に施設できるよう選定いたします。

ロ　架空通信線路

(ｲ) 通信線路の施設

架空通信線路は，35キロボルト以下の架空電線路への添架または他の架空通信線路への共架により施設いたします。ただし，技術上，経済上不適当と認められる場合は，通信線を単独に施設することがあります。

(ﾛ) 通信線の種類

架空通信線には，原則として光ファイバーケーブルを使用いたします。

ハ　地中通信線路

(ｲ) 施　設　方　法

地中通信線路の施設方法は，(2)ハ(ｲ)地中電線路の施設方法に準じます。

(ﾛ) 通信線の種類

地中通信線には，原則として光ファイバーケーブルを使用いたします。

ニ　無線電話装置

(ｲ) 無線電話装置は，原則として１チャンネル単信通信方式を使用するものとし，呼出方式はスピーカー呼出方式といたします。

(ﾛ) 装置電源は，原則として常時交流受電で，停電時には外部蓄電池より供給可能な浮動充電方式といたします。

ホ　電話設備以外の保安通信設備

電力系統の保護および運用上必要な場合は，スーパービジョン，テレメータ，系統保護用設備等を施設するものとし，イからハまでの基準を準用いたします。

ヘ　保　安　装　置

保安装置は，保安上必要に応じて施設いたします。

系 統 連 系 技 術 要 件
「託送供給等約款別冊」
（低　圧　版）

令和７年４月１日実施

沖 縄 電 力 株 式 会 社

目　　次

Ⅰ　総　　則 ……1
1　目　　的 ……1
2　適用の範囲 ……1
3　協　　議 ……1
Ⅱ　発電設備等の接続に必要な技術要件 ……2
4　電気方式 ……2
5　運転可能周波数・並列時許容周波数 ……2
6　力　　率 ……3
7　高　調　波 ……3
8　需給バランス制約による発電出力の抑制 ……3
9　送電容量制約による発電設備等の出力の抑制 ……4
10　不要解列の防止 ……4
11　保護装置の設置場所 ……8
12　保護リレーの設置相数 ……8
13　保護装置の設置 ……9
14　解列箇所 ……10
15　発電機運転制御装置の付加 ……10
16　接地方式 ……11
17　直流流出防止変圧器の設置 ……11
18　電圧変動 ……11
19　短絡容量 ……14
20　過電流引き外し素子を有する遮断器の設置 ……14
21　発電設備等の種類 ……14
22　サイバーセキュリティ対策 ……15
23　発電機諸元 ……15
Ⅲ　需要設備の接続に必要な技術要件 ……17
24　力率の保持 ……17
25　保護装置の設置 ……17

Ⅰ　総　　則

１　目　　的

この系統連系技術要件（低圧版）（以下「要件」といいます。）は，託送供給等約款８（契約の要件）(1)ニ及び(2)ハにもとづき，発電者の発電設備及び蓄電池（以下「発電設備等」といいます。）ならびに需要者の需要設備を当社の低圧電力系統（以下「系統」といいます。）に接続（以下「連系」といいます。）するにあたり遵守していただく事項を示すものです。ここで，発電設備とは発電に供する電気設備，需要設備とは需要に供する電気設備をいいます。

なお，この要件にもとづき，発電場所及び需要場所において必要となる設備については，契約者の負担で施設していただきます。

２　適 用 の 範 囲

この要件は，発電者の発電設備等及び需要設備または需要者の需要設備を当社の低圧系統と連系する場合に適用いたします。既に系統に連系している発電設備等であっても，当該設備等のリプレース時やパワーコンディショナー等の装置切替時，または系統運用に支障を来すおそれがある場合（リレー整定値等の設定変更必要時等）には，この要件を適用いたします。また，需要者が需要場所において発電設備等を系統と連系する場合，本要件を適用していただきます。

３　協　　議

この要件は系統連系に関する技術要件であり，実際の連系にあたっては，この要件に定めのない事項も含め，個別に協議させていただきます。

Ⅱ　発電設備等の接続に必要な技術要件

発電者の発電設備等を当社の系統に連系する場合は，電気設備に関する技術基準に加え，以下の項目について遵守していただきます。なお，需要者が発電設備等を当社の供給設備に電気的に接続して使用する場合，逆潮流の有無に係らず，本要件を適用していただきます。

４　電　気　方　式

発電設備等の電気方式は，次の場合を除き，連系する系統の電気方式（交流単相２線式・単相３線式・三相３線式・三相４線式）と同一としていただきます。

(1)　最大使用電力に比べ発電設備等の容量が非常に小さく，相間の不平衡による影響が実態上問題とならない場合

(2)　単相３線式の系統に単相２線式200Ｖの発電設備等を連系する場合に，受電点の遮断器を開放したときなどに負荷の不平衡により生じる過電圧に対して逆変換装置を停止する対策，又は発電設備等を解列する対策を行う場合

５　運転可能周波数・並列時許容周波数

(1)　運転可能周波数

発電設備等の連続運転可能周波数及び運転可能周波数は，次のとおりとしていただきます。

連続運転可能周波数：58.2Hzを超え61.0Hz以下

運転可能周波数　　：57.0Hz以上61.8Hz以下

なお，周波数低下時の運転継続時間は，58.2Hzでは10分程度以上，57.6Hzでは1分程度以上としていただきます。また，周波数低下リレーの整定値は，原則として，検出レベルは57.0Hzとし，検出時限は自動再閉路時間と協調が取れる範囲の最大値としていただきます。（協調が取れる範囲の最大値：２秒）

ただし，逆変換装置を用いた発電設備等でFRT要件非適用の設備については，この限りではありません。

(2) 並列時許容周波数

系統周波数を適正値に維持する必要があるため,並列時の周波数は並列時許容周波数以内としていただきます。なお，並列時許容周波数は，標準周波数＋0.1Hz以下（設定可能範囲：標準周波数＋0.1 ～＋1.0Hz）とします。ただし，離島など系統固有の事由等により個別に協議させていただく場合があります。

６ 力　　率

発電者の受電地点における力率は，連系する系統の電圧を適切に維持するため,原則として系統側からみて遅れ力率85%以上とするとともに,進み力率とならないようにしていただきます。なお,電圧上昇を防止する上でやむを得ない場合には，受電点の力率を系統側からみて遅れ力率80%まで制御できるものといたします。

７ 高　調　波

逆変換装置（二次励磁発電機の系統側変換装置を含みます。）を用いた発電設備等を設置する場合は，逆変換装置本体（フィルターを含みます。）の高調波流出電流を総合電流歪率５%，各次電流歪率３%以下としていただきます。また,その他の高調波発生機器を用いた電気設備を設置する場合には,低圧の需要設備に準じた対策を実施していただきます。

８ 需給バランス制約による発電設備等の出力の抑制

逆潮流のある発電設備等のうち，太陽光発電設備及び風力発電設備ならびに蓄電池には,当社の求めに応じて,当社からの遠隔制御により0%から100%の範囲（1%刻み）で出力（自家消費分を除くことも可）の抑制ができる機能を有する逆変換装置やその他必要な設備を設置する等の対策を実施していた

だきます。なお，ウィンドファームとしての運用がない風力発電所やウィンドファームコントローラーがない風力発電所については，技術的制約を踏まえ個別協議とさせていただきます。

逆潮流のある火力発電設備及びバイオマス発電設備（ただし，再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則〔平成24年経済産業省令第46号〕に定める地域資源バイオマス発電設備であって，燃料貯蔵や技術に由来する制約等により出力の抑制が困難なものを除きます。）は，発電出力を技術的に合理的な範囲で最大限抑制し，その最低出力を発電端の定格出力に対して，火力発電設備（混焼バイオマス発電設備を含みます。）については多くとも30％以下，バイオマス発電設備については多くとも50％以下に抑制するために必要な機能を具備していただきます。なお，停止による対応も可能とします。また，自家消費を主な目的とした発電設備等については，個別の事情を踏まえ対策の内容を協議させていただきます。実証設備の実証期間中の扱いについては，　技術的制約を踏まえ個別に協議させていただき，実証期間終了後は，再協議させていただきます。

９　送電容量制約による発電設備等の出力の抑制

逆潮流のある発電設備等のうち10kW以上の設備には，当社の求めに応じて，当社からの遠隔制御により，送電容量制約による出力の抑制ができる機能を有する装置やその他必要な装置を設置する等の対策を行うものとする。

10　不要解列の防止

(1) 保　護　協　調

発電設備等の故障または系統の事故時に，事故の除去，事故の範囲の局限化等を行うために次の考え方にもとづいて，保護協調を図ることを目的に，適正な保護装置を設置していただきます。なお，構内設備の故障に対しては，低圧の需要設備に準じた対策を実施していただきます。

イ　発電設備等の異常及び故障に対しては，確実に検出・除去し，連系する

系統に事故を波及させないために，発電設備等を即時に解列すること。

ロ　連系する系統の事故に対しては，迅速かつ確実に，発電設備等が解列すること。

ハ　上位系統事故時など，連系する系統の電源が喪失した場合にも発電設備等が高速に解列し，一般需要家を含むいかなる部分系統においても単独運転が生じないこと。

ニ　事故時の再閉路時に，発電設備等が連系する系統から確実に解列されていること。

ホ　連系する系統以外の事故時には，発電設備等は解列しないこと。

(2) 事故時運転継続

系統事故による広範囲の瞬時電圧低下や周波数変動等により，発電設備等の一斉解列や出力低下継続等が発生し，系統全体の電圧・周波数維持に大きな影響を与えることを防止するため，発電設備等の種別毎に定められる事故時運転継続要件（ＦＲＴ要件）を満たしていただきます。なお，満たすべきFRT要件は次のとおりです。

発電設備等			電圧低下			周波数変動（運転継続）
			残電圧20%以上（運転継続）	残電圧20%未満（運転継続またはｹﾞｰﾄﾌﾞﾛｯｸ）	残電圧52%以上・位相変化41度以下（運転継続）	60Hz系統
単相	太陽光		・電圧低下継続時間1.0秒以下 ・電圧復帰後0.1秒以内に電圧低下前の出力の80%以上の出力まで復帰	・電圧低下継続時間1.0秒以下 ・電圧復帰後0.2秒以内に電圧低下前の出力の80%以上の出力まで復帰	・電圧低下継続時間1.0秒以下 ・電圧復帰後0.1秒以内に電圧低下前の出力の80%以上の出力まで復帰	・ｽﾃｯﾌﾟ状に+1.0Hz，3ｻｲｸﾙ間継続 ・ﾗﾝﾌﾟ上の±2Hz/s （周波数上限）61.8Hz （周波数下限）57.0Hz
	風力		・電圧低下継続時間1.0秒以下 ・電圧復帰後1.0秒以内に電圧低下前の出力の80%以上の出力まで復帰	・電圧低下継続時間1.0秒以下 ・電圧復帰後1.0秒以内に電圧低下前の出力の80%以上の出力まで復帰	・電圧低下継続時間1.0秒以下 ・電圧復帰後1.0秒以内に電圧低下前の出力の80%以上の出力まで復帰	・ｽﾃｯﾌﾟ状に+1.0Hz，3ｻｲｸﾙ間継続 ・ﾗﾝﾌﾟ上の±2Hz/s （周波数上限）61.8Hz （周波数下限）57.0Hz
	蓄電池		・電圧低下継続時間1.0秒以下 ・電圧復帰後0.1秒以内に電圧低下前の出力の80%以上の出力まで復帰（RPRが設置される場合は出力電力特性とRPRの協調を図るため，0.4秒以内の復帰としてもよい。）	・電圧低下継続時間1.0秒以下 ・電圧復帰後1.0秒以内に電圧低下前の出力の80%以上の出力まで復帰	・電圧低下継続時間1.0秒以下 ・電圧復帰後0.1秒以内に電圧低下前の出力の80%以上の出力まで復帰（RPRが設置される場合は出力電力特性とRPRの協調を図るため，0.4秒以内の復帰としてもよい。）	・ｽﾃｯﾌﾟ状に+1.0Hz，3ｻｲｸﾙ間継続 ・ﾗﾝﾌﾟ上の±2Hz/s （周波数上限）61.8Hz （周波数下限）57.0Hz
	燃料電池		・電圧低下継続時間0.3秒以下 ・電圧復帰後1.0秒以内に電圧低下前の出力の80%以上の出力まで復帰	・電圧低下継続時間0.3秒以下 ・電圧復帰後1.0秒以内に電圧低下前の出力の80%以上の出力まで復帰	・電圧低下継続時間0.3秒以下 ・電圧復帰後1.0秒以内に電圧低下前の出力の80%以上の出力まで復帰	・ｽﾃｯﾌﾟ状に+1.0Hz，3ｻｲｸﾙ間継続 ・ﾗﾝﾌﾟ上の±2Hz/s （周波数上限）61.8Hz （周波数下限）57.0Hz
	ガスエンジン	単機出力2kW未満	・電圧低下継続時間0.3秒以下 ・電圧復帰後1.0秒以内に電圧低下前の出力の80%以上の出力まで復帰	・電圧低下継続時間0.3秒以下 ・電圧復帰後1.0秒以内に電圧低下前の出力の80%以上の出力まで復帰	・電圧低下継続時間0.3秒以下 ・電圧復帰後1.0秒以内に電圧低下前の出力の80%以上の出力まで復帰	・ｽﾃｯﾌﾟ状に+1.0Hz，3ｻｲｸﾙ間継続 ・ﾗﾝﾌﾟ上の±2Hz/s （周波数上限）61.8Hz （周波数下限）57.0Hz
		単機出力2kW以上10kW未満※				

	複数直流入力システム	太陽光+蓄電池	・電圧低下継続時間1.0秒以下 ・電圧復帰後0.1秒以内に電圧低下前の出力の80%以上の出力まで復帰（RPRが設置される場合は出力電力特性とRPRの協調を図るため,0.4秒以内の復帰としてもよい。また，負荷追従制御（構内の負荷電力に応じて出力制御）状態にて復帰動作する場合は，出力復帰中の過渡的な逆潮流による蓄電池動作の停止を防止するため,0.4秒以内としてもよい。）	・電圧低下継続時間1.0秒以下 ・電圧復帰後1.0秒以内に電圧低下前の出力の80%以上の出力まで復帰	・電圧低下継続時間1.0秒以下 ・電圧復帰後0.1秒以内に電圧低下前の出力の80%以上の出力まで復帰（RPRが設置される場合は出力電力特性とRPRの協調を図るため,0.4秒以内の復帰としてもよい。また，負荷追従制御（構内の負荷電力に応じて出力制御）状態にて復帰動作する場合は，出力復帰中の過渡的な逆潮流による蓄電池動作の停止を防止するため,0.4秒以内としてもよい。）	・ｽﾃｯﾌﾟ状に+1.0Hz，3ｻｲｸﾙ間継続 ・ﾗﾝﾌﾟ上の±2Hz/s (周波数上限)61.8Hz (周波数下限)57.0Hz
		燃料電池+蓄電池 ｶﾞｽｴﾝｼﾞﾝ+蓄電池	・電圧低下継続時間0.3秒以下 ・電圧復帰後1.0秒以内に電圧低下前の出力の80%以上の出力まで復帰	・電圧低下継続時間0.3秒以下 ・電圧復帰後1.0秒以内に電圧低下前の出力の80%以上の出力まで復帰	・電圧低下継続時間0.3秒以下 ・電圧復帰後1.0秒以内に電圧低下前の出力の80%以上の出力まで復帰	・ｽﾃｯﾌﾟ状に+1.0Hz，3ｻｲｸﾙ間継続 ・ﾗﾝﾌﾟ上の±2Hz/s (周波数上限)61.8Hz (周波数下限)57.0Hz
三相	太陽光 蓄電池 燃料電池 ｶﾞｽｴﾝｼﾞﾝ		高圧三相に準ずる	高圧三相に準ずる	高圧三相に準ずる	高圧三相に準ずる
	風力		・電圧低下継続時間0.3秒以下 ・電圧復帰後1.0秒以内に電圧低下前の出力の80%以上の出力まで復帰	・電圧低下継続時間0.3秒以下 ・電圧復帰後1.0秒以内に電圧低下前の出力の80%以上の出力まで復帰	・電圧低下継続時間0.3秒以下 ・電圧復帰後1.0秒以内に電圧低下前の出力の80%以上の出力まで復帰	・ｽﾃｯﾌﾟ状に+1.0Hz，3ｻｲｸﾙ間継続 ・ﾗﾝﾌﾟ上の±2Hz/s (周波数上限)61.8Hz (周波数下限)57.0Hz

※発電機能を備えたガスエンジン（空調を主目的としたもの）を除きます。

FRT要件のイメージ（太陽光発電設備を例に記載）

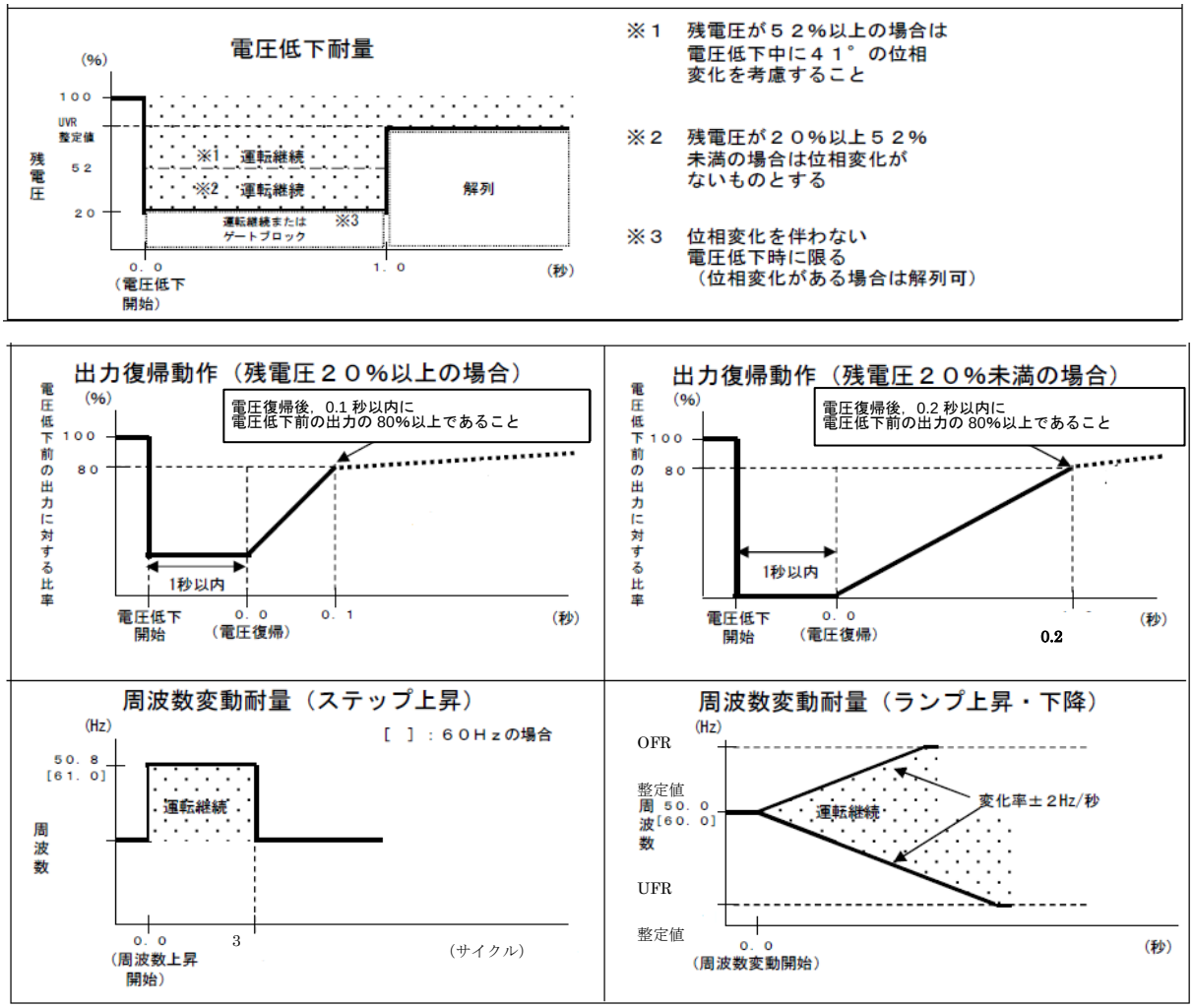

11　保護装置の設置場所

保護リレーは，受電地点または故障の検出が可能な場所に設置していただきます。

12　保護リレーの設置相数

保護リレーの設置相数は次のとおりとしていただきます。

(1) 過電圧リレーは，単相２線式においては１相，単相３線式及び三相３線式については２相に設置すること。なお，単相３線式では中性線と両電圧線間とすること。

(2) 不足電圧リレー及び短絡方向リレーは，単相２線式においては１相，単相３線式においては２相，三相３線式については３相に設置すること。なお，単相３線式では中性線と両電圧線間とすること。

(3) 周波数上昇リレー，周波数低下リレー及び逆電力リレーは，単相２線式，単相３線式及び三相３線式について１相に設置すること。

(4) 逆充電検出の場合は，次のとおりとする。

イ　不足電力リレーは，単相２線式においては１相，単相３線式においては２相，三相３線式については３相に設置すること。なお，単相３線式では中性線と両電圧線間，三相３線式では単相負荷がなければ三相電力の合計とできる。

ロ　不足電圧リレーは，単相２線式においては１相，単相３線式及び三相３線式については２相に設置すること。なお，単相３線式では中性線と両電圧線間とすること。

13　保護装置の設置

(1) 発電設備等故障対策

発電設備等故障時の系統保護のため，次に示す保護リレーを設置していただきます。ただし，発電設備等自体の保護装置により，検出できる場合は省略できることといたします。

イ　発電設備等の発電電圧が異常に上昇した場合に，これを検出し時限をもって解列するための過電圧リレーを設置すること。

ロ　発電設備等の発電電圧が異常に低下した場合に，これを検出し時限をもって解列するための不足電圧リレーを設置すること。

(2) 系統側短絡事故対策

連系する系統における短絡事故時の保護のため，次に示す保護リレーを設置していただきます。

イ　同期発電機の場合は，連系する系統における短絡事故を検出し，発電設備を解列するための短絡方向リレーを設置すること。ただし，発電設備の

故障対策用不足電圧リレー，又は過電流リレーにより，連系する系統の短絡事故が検出できる場合は，これで代用できる。

ロ　誘導発電機，二次励磁発電機又は逆変換装置を用いた発電設備等の場合は，連系する系統の短絡事故時に発電設備等の電圧低下を検出し，発電設備等を解列するための不足電圧リレーを設置すること。

(3) 高低圧混触事故対策

連系する系統の高低圧混触事故を検出し，発電設備等を解列するための受動的方式等の単独運転検出機能を有する装置等を設置していただきます。

(4) 単独運転防止対策

単独運転防止のため，過電圧リレー，不足電圧リレー，周波数上昇リレー，周波数低下リレー及び次のすべての条件を満たす受動的方式と能動的方式を組み合わせた単独運転検出機能を有する装置を設置していただきます。

イ　連系する系統のインピーダンスや負荷状況等を考慮し，確実に単独運転を検出できること。

ロ　頻繁な不要解列を生じさせないこと。

ハ　能動信号は，系統への影響が実態上問題とならないこと。

なお，単独運転検出機能の整定値例は系統連系規程によります。

14　解　列　箇　所

保護装置が動作した場合の解列箇所は，原則として，系統から発電設備等を解列することができる次のいずれかの箇所としていただきます。なお，当社から解列箇所を指定させていただく場合があります。

(1) 機械的な解列箇所２箇所

(2) 機械的な解列箇所１箇所と逆変換装置のゲートブロック

(3) 発電設備等連絡用遮断器

15　発電機運転制御装置の付加

(1) 周波数調整のための機能

イ 出力低下防止機能

火力発電設備およびコージェネレーション（ガスタービン・ガスエンジンを採用したコージェネレーションを除きます。）は，周波数58.8Hzまでは発電機出力を低下しない，周波数58.8Hz以下については，1.2Hz低下するごとに5%以内の出力低下に抑える，または，一度出力低下しても回復する機能もしくは装置を具備すること。

なお，周波数変動に鋭敏な負荷設備や，構内設備（発電用所内電源を除きます。）への電源供給維持のため，自立運転に移行する必要がある自家用発電設備等については，対策内容を協議させていただきます。

16 接 地 方 式

接地方式は，連系する系統に適合した方式としていただきます。

17 直流流出防止変圧器の設置

逆変換装置を用いて発電設備等を連系する場合は，逆変換装置から直流が系統へ流出することを防止するために，受電地点と逆変換装置との間に変圧器（単巻変圧器を除きます。）を設置していただきます。

ただし，次のすべての条件に適合する場合は，変圧器の設置を省略することができます。

(1) 逆変換装置の交流出力側で直流を検出し，交流出力を停止する機能を有すること。

(2) 逆変換装置の直流回路が非接地であること，または逆変換装置に高周波変圧器を用いていること。

なお，設置する変圧器は，直流流出防止専用である必要はありません。

18 電 圧 変 動

(1) 常時電圧変動対策

連系する系統における低圧需要家の電圧を適正値（標準電圧100Vに対し

ては101±6Ｖ，標準電圧200Vに対しては202±20Ｖ）以内に維持する必要があります。なお，電圧規制点は構内負荷機器への影響を考慮し，原則として受電点とします。ただし，系統側の電圧が電圧上限値に近い場合，発電設備等からの逆潮流の制限により発電電力量が低下する場合は，当該発電設備等設置者以外の低圧需要家への供給電圧が適正値を逸脱するおそれがないことを条件として，電圧規制点を引込柱とします。発電設備等の逆潮流により低圧需要家の電圧が適正値を逸脱するおそれがあるときは，進相無効電力制御機能又は出力制御機能により自動的に電圧を調整する対策を行っていただきます。なお，これにより対応できない場合は，配電線増強等の対策を行います。

また，発電設備等のパワーコンディショナーは逆潮流による電圧上昇を抑制する対策として，次に示す対策を行っていただきます。

イ　発電設備等のパワーコンディショナーに，適正電圧範囲内で常に一定の力率【80％～100％（1％刻み）】で進相運転を行う機能（力率一定制御）を有するものを用いること。

ロ　太陽光発電設備（複数直流入力の発電設備を含みます。）については，現時点における標準的な力率値95％に設定すること。ただし連系点の潮流が順潮流状態の時は，力率を100％に制御してもよい。

なお，高圧配電線等の系統状況により個別に力率値を指定する場合には，力率値を変更すること。

(2) 瞬時電圧変動対策

発電設備等の並解列時の瞬時電圧変動は常時電圧の10％以内とし，次に示す対策を行なっていただきます。

イ　自励式の逆変換装置を用いた発電設備等の場合は，自動的に同期する機能を有するものを用いること。

ロ　他励式の逆変換装置を用いた発電設備等の場合で，並列時の瞬時電圧低下により系統の電圧が常時電圧から10％を超えて逸脱するおそれがあるときには，限流リアクトル等を設置すること。

ハ　同期発電機の場合は，制動巻線付きのもの（制動巻線を有しているものと同等以上の乱調防止効果を有する制動巻線付きでない同期発電機を含む。）とするとともに自動同期検定装置を設置すること。

ニ　二次励磁制御巻線形誘導発電機の場合は，自動同期検定機能を有するものを用いること。

ホ　誘導発電機の場合で，並列時の瞬時電圧低下により系統の電圧が常時電圧から10％を超えて逸脱するおそれがあるときは，限流リアクトル等を設置すること。なお，これにより対応できない場合には，同期発電機を用いる等の対策を行うこと。

ヘ　発電設備等の出力変動や頻繁な並解列が問題となる場合は，出力変動の抑制や並解列の頻度を低減する対策を行うこと。

(3) 電圧フリッカ対策

発電設備等を設置する場合は，発電設備等の頻繁な並解列や出力変動，単独運転検出機能（能動方式）による電圧フリッカにより適正値を逸脱するおそれがあるときは，次に示す電圧フリッカ対策などを行っていただきます。

イ　風力発電設備等の頻繁な並解列により電圧フリッカが適正値を逸脱するおそれがあるときには，静止型無効電力補償装置（以下，SVC）の設置やサイリスタ等によるソフトスタート機能を有する装置の設置，配電線の太線化などによる系統インピーダンスの低減などの対策を行うこと。なお，これにより対応できない場合には，配電線の増強などを行うか，専用線による連系とする。

ロ　風力発電設備等の出力変動により電圧フリッカが適正値を逸脱するおそれがあるときには，SVCなどを設置や配電線の太線化などによる系統インピーダンスの低減などの対策を行うこと。なお，これにより対応できない場合には，配電線の増強などを行うか，専用線による連系とする。

ハ　単独運転検出機能（能動的方式）による電圧フリッカにより適正値を逸脱するおそれがあるとき（新型能動的方式を具備する場合など）は，発生する電圧フリッカの電圧変動周期にかかわらず無効電力発振の予兆を検

出して無効電力の注入を一時的に停止する機能を有する装置の設置などの対策を行うこと。

また，単独運転検出機能（能動的方式）による電圧フリッカにより，系統運用に支障が発生した場合又は発生するおそれがある場合には，発電設備等設置者は当社と協議のうえ，単独運転検出に影響の無い範囲で，周波数フィードバックゲインや無効電力の注入量の上下限値の変更などにより，配電線に注入する無効電力の注入量を低減するなどの対策を講じていただきます。なお，ソフトウェア改修不可などで対応できない場合については，機器取替や対応時期などを含めて個別に協議させていただきます。

[対策要否の判定基準例]

受電点における電圧フリッカレベル（ΔＶ10）を0.45 Ｖ以下（当該設備のみの場合は，0.23 Ｖ以下）に維持する。

19 短 絡 容 量

発電設備等の連系により系統の短絡容量が他者の遮断器の遮断容量等を上回るおそれがある場合は，短絡電流を制限する装置（限流リアクトル等）を設置していただきます。

20 過電流引き外し素子を有する遮断器の設置

単相３線式の電気方式に連系する場合であって，負荷の不平衡と発電設備等の逆潮流により中性線に負荷線以上の過電流が生じるおそれがあるときは，発電設備等及び負荷設備等の並列点よりも系統側に，3極に過電流引き外し素子を有する遮断器を設置していただきます。

21 発電設備等の種類

逆潮流有りの連系とすることができる発電設備等は，逆変換装置を用いた発電設備等に限ります。ただし，逆変換装置を用いない場合でも，逆変換装置を用いた連系の場合と同等の単独運転検出及び解列ができ，他の需要家へ影

響を及ぼすおそれが無い場合に限り，逆潮流有りの連系とすることができます。

22　サイバーセキュリティ対策

自家用電気工作物（発電事業の用に供するもの及び小規模事業用電気工作物を除く。）に係る遠隔監視システム及び制御システムは,「自家用電気工作物に係るサイバーセキュリティの確保に関するガイドライン」に準拠した対策を講じていただきます。

上記以外の発電設備等については，サイバー攻撃による発電設備等の異常動作を防止し，または発電設備等がサイバー攻撃を受けた場合に速やかな異常の除去，影響範囲の局限化などを行うために次のとおり，適切なサイバーセキュリティ対策を講じていただきます。

(1)　外部ネットワークや他ネットワークを通じた発電設備等の制御に係るシステムへの影響を最小化するための対策を講じること。

(2)　発電設備等の制御に係るシステムには，マルウェアの侵入防止対策を講じること。

(3)　発電者と当社との間で迅速かつ的確な情報連絡を行い，速やかに必要な措置を講じる必要があるため，発電設備等に関し，セキュリティ管理責任者を設置するとともに，氏名及び一般加入電話番号，または携帯電話番号を通知すること。

23　発 電 機 諸 元

当社の求めに応じて，次の諸元を提出していただきます。（第３者認証機関発行の認証証明書による提供可）

電源種	設備	諸元
共通	発電プラント	定格（定格容量，定格出力，台数，定格電圧）
		力率（定格，運転可能範囲）
		単線結線図，系統並解列箇所
	構内設備	高調波発生機器と高調波対策資料
		電圧フリッカの発生源と対策設備資料
	保護装置	設置要素
		設置場所
		設置相数
		解列箇所
		整定範囲
		整定値
		シーケンスブロック
逆変換装置	発電プラント制御装置	メーカ，型式
		単独運転検出方式，整定値
		逆変換装置の容量
		FRT要件の適用有無
風力	発電プラント制御装置	蓄電池，ウィンドファームコントローラの有無
蓄電池	発電プラント	蓄電容量

なお，必要に応じて，記載されていない諸元等，最新の諸元等を提供していただくことがあります。

Ⅲ　需要設備の接続に必要な技術要件

需要者の需要設備を当社の電力系統に連系する場合，電気設備に関する技術基準に加え，以下の項目について遵守していただきます。

なお，電気方式につきましては，「Ⅱ 発電設備等の接続に必要な技術要件」に準拠していただきます。

24 力 率 の 保 持

(1) 需要者は，需要場所において，電灯または小型機器を使用する供給地点の力率は，原則として，90パーセント以上，その他の機器を使用する供給地点については85パーセント以上に保持していただきます。

(2) 進相用コンデンサを取り付ける場合は，それぞれの電気機器ごとに取り付けていただきます。ただし，やむをえない事情によって，２以上の電気機器に対して一括して取り付ける場合は，進相用コンデンサの開放により，軽負荷時の力率が進み力率とならないようにしていただきます。

なお，進相用コンデンサは，託送供給等約款別表13（進相用コンデンサ取付容量基準）を基準として取り付けていただきます。

25 保護装置の設置

需要者は，次の原因で他者の電気の使用を妨害し，もしくは妨害するおそれがある場合，または当社もしくは他の電気事業者の電気工作物に支障を及ぼし，もしくは支障を及ぼすおそれがある場合（この場合の判定は，その原因となる現象が最も著しいと認められる地点で行ないます。）には，お客さまの負担で，必要な調整装置または保護装置を需要場所に施設していただくなどの対策を講じていただきます。

(1) 負荷等の特性によって各相間の負荷が著しく平衡を欠く場合

(2) 負荷等の特性によって電圧または周波数が著しく変動する場合

(3) 負荷等の特性によって波形に著しいひずみを生ずる場合

(4) 著しい高周波または高調波を発生する場合

(5) その他(1), (2), (3)または(4)に準ずる場合

系 統 連 系 技 術 要 件
「託送供給等約款別冊」
（高　圧　版）

令和７年４月１日実施

沖 縄 電 力 株 式 会 社

目　　次

Ⅰ　総　　則 ……1
1　目　　的 ……1
2　適用の範囲 ……1
3　協　　議 ……1
Ⅱ　発電設備等の接続に必要な技術要件 ……2
4　電気方式 ……2
5　運転可能周波数・並列時許容周波数 ……2
6　力　　率 ……3
7　高　調　波 ……3
8　需給バランス制約による発電出力の抑制 ……3
9　送電容量制約による発電設備等の出力の抑制 ……4
10　不要解列の防止 ……4
11　保護装置の設置場所 ……7
12　保護リレーの設置相数 ……7
13　保護装置の設置 ……8
14　解列箇所 ……10
15　発電機運転制御装置の付加 ……10
16　自動負荷制限 ……10
17　線路無電圧確認装置の設置 ……11
18　接地方式 ……11
19　直流流出防止変圧器の設置 ……12
20　電圧変動 ……12
21　短絡容量 ……15
22　発電機定数・諸元 ……15
23　昇圧用変圧器 ……17
24　連絡体制 ……18
25　バンク逆潮流の制限 ……19
26　サイバーセキュリティ対策 ……19
27　そ　の　他 ……20
Ⅲ　需要設備の接続に必要な技術要件 ……21
28　高　調　波 ……21

29　電圧フリッカ・電圧変動　……22
30　瞬時電圧低下　……23
31　電圧不平衡　……23
32　保護協調の目的　……23
33　保護装置の設置　……24
34　保護装置の設置場所　……24
35　保護リレーの設置相数　……24
36　遮断箇所　……24
37　サイバーセキュリティ対策　……24

Ⅰ　総　　則

１　目　　的

この系統連系技術要件（高圧版）（以下「要件」といいます。）は，託送供給等約款８（契約の要件）(1)ニ及び(2)ハにもとづき，発電者の発電設備及び蓄電池（以下「発電設備等」といいます。）ならびに需要者の需要設備を当社の高圧電力系統（以下「系統」といいます。）に接続（以下「連系」といいます。）するにあたり遵守していただく事項を示すものです。ここで，発電設備とは発電に供する電気設備，需要設備とは需要に供する電気設備をいいます。

なお，この要件にもとづき，発電場所及び需要場所において必要となる設備については，契約者の負担で施設していただきます。

２　適 用 の 範 囲

この要件は，発電者の発電設備等及び需要設備または需要者の需要設備を当社の高圧系統と連系する場合に適用いたします。既に系統に連系している発電設備等であっても，当該設備等のリプレース時やパワーコンディショナー等の装置切替時，または系統運用に支障を来すおそれがある場合（リレー整定値等の設定変更必要時等）には，この要件を適用いたします。また，需要者が需要場所において発電設備等を系統と連系する場合，本要件を適用していただきます。

３　協　　議

この要件は系統連系に関する技術要件であり，実際の連系にあたっては，この要件に定めのない事項も含め，個別に協議させていただきます。

Ⅱ　発電設備等の接続に必要な技術要件

発電者の発電設備等を当社の系統に連系する場合は，電気設備に関する技術基準に加え，以下の項目について遵守していただきます。なお，需要者が発電設備等を当社の供給設備に電気的に接続して使用する場合，逆潮流の有無に係らず，本要件を適用していただきます。

４　電　気　方　式

発電設備等の電気方式は，最大使用電力に比べ発電設備等の容量が非常に小さく，相間の不平衡による影響が実態上問題とならない場合を除き，連系する系統の電気方式（交流三相３線式）と同一としていただきます。

５　運転可能周波数・並列時許容周波数

(1) 運転可能周波数

発電設備等の連続運転可能周波数及び運転可能周波数は，次のとおりとしていただきます。

連続運転可能周波数：58.2Hzを超え61.0Hz以下

運転可能周波数　　：57.0Hz以上61.8Hz以下

なお，周波数低下時の運転継続時間は，58.2Hzでは10分程度以上，57.6Hzでは1分程度以上としていただきます。また，周波数低下リレーの整定値は，原則として，検出レベルは57.0Hzとし，検出時限は自動再閉路時間と協調が取れる範囲の最大値としていただきます。（協調が取れる範囲の最大値：２秒）

ただし，逆変換装置を用いた発電設備等でFRT要件非適用の設備については，この限りではありません。

(2) 並列時許容周波数

系統周波数を適正値に維持する必要があるため，並列時の周波数は並列時許容周波数以内としていただきます。なお，並列時許容周波数は，標準周

波数＋0.1Hz以下（設定可能範囲：標準周波数＋0.1 ～＋1.0Hz）とします。ただし，離島など系統固有の事由等により個別に協議させていただく場合があります。

６　力　　率

発電者の受電地点における力率は，連系する系統の電圧を適切に維持するため，原則として系統側からみて遅れ力率85％以上とするとともに，進み力率とならないようにしていただきます。なお，電圧上昇を防止する上でやむを得ない場合には，受電点の力率を系統側からみて遅れ力率80％まで制御できるものといたします。

７　高　　調　　波

逆変換装置（二次励磁発電機の系統側変換装置を含みます。）を用いた発電設備等を設置する場合は，逆変換装置本体（フィルターを含みます。）の高調波流出電流を総合電流歪率５％，各次電流歪率３％以下としていただきます。また，その他の高調波発生機器を用いた電気設備を設置する場合には，「28 高調波」に準じた対策を実施していただきます。

８　需給バランス制約による発電設備等の出力の抑制

逆潮流のある発電設備等のうち，太陽光発電設備及び風力発電設備ならびに蓄電池には，当社の求めに応じて，当社からの遠隔制御により0％から100％の範囲（1％刻み）で出力（自家消費分を除くことも可）の抑制ができる機能を有する逆変換装置やその他必要な設備を設置する等の対策を実施していただきます。なお，ウィンドファームとしての運用がない風力発電所やウィンドファームコントローラーがない風力発電所については，技術的制約を踏まえ個別協議とさせていただきます。

逆潮流のある火力発電設備及びバイオマス発電設備（ただし，再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則〔平成24年経済産業省

令第46号〕に定める地域資源バイオマス発電設備であって，燃料貯蔵や技術に由来する制約等により出力の抑制が困難なものを除きます。）は，発電出力を技術的に合理的な範囲で最大限抑制し，その最低出力を発電端の定格出力に対して，火力発電設備（混焼バイオマス発電設備を含みます。）については多くとも30％以下，バイオマス発電設備については多くとも50％以下に抑制するために必要な機能を具備していただきます。なお，停止による対応も可能とします。また，自家消費を主な目的とした発電設備等については，個別の事情を踏まえ対策の内容を協議させていただきます。実証設備の実証期間中の扱いについては，技術的制約を踏まえ個別に協議させていただき，実証期間終了後は，再協議させていただきます。

９　送電容量制約による発電設備等の出力の抑制

逆潮流のある発電設備等には，当社の求めに応じて，当社からの遠隔制御により，送電容量制約による出力の抑制ができる機能を有する装置やその他必要な装置を設置する等の対策を行うものとする。

10　不要解列の防止

(1) 保護協調

発電設備等の故障または系統の事故時に，事故の除去，事故範囲の局限化等を行うために次の考え方にもとづいて，保護協調を図ることを目的に適正な保護装置を設置していただきます。なお，構内設備の故障に対しては，「32　保護協調の目的」に準じた対策を実施していただきます。

イ　発電設備等の異常及び故障に対しては，確実に検出・除去し，連系する系統に事故を波及させないために，発電設備等を即時に解列すること。

ロ　連系する系統の事故に対しては，迅速かつ確実に，発電設備等が解列すること。

ハ　上位系統事故時など，連系する系統の電源が喪失した場合にも発電設備等が高速に解列し，一般需要家を含むいかなる部分系統においても単

独運転が生じないこと。

ニ　事故時の再閉路時に，発電設備等が連系する系統から確実に解列されていること。

ホ　連系する系統以外の事故時には，発電設備等は解列しないこと。

(2) 事故時運転継続

系統事故による広範囲の瞬時電圧低下や周波数変動等により，発電設備等の一斉解列や出力低下継続等が発生し，系統全体の電圧・周波数維持に大きな影響を与えることを防止するため，発電設備等の種別毎に定められる事故時運転継続要件（ＦＲＴ要件）を満たしていただきます。なお，満たすべきFRT要件は次のとおりです。

<table>
<tr><td colspan="2" rowspan="3">発電設備等</td><td colspan="3">電圧低下</td><td rowspan="2">周波数変動
（運転継続）</td></tr>
<tr><td colspan="2">三相短絡を想定</td><td>二相短絡を想定</td></tr>
<tr><td>残電圧20%以上
（運転継続）</td><td>残電圧20%未満
（運転継続またはｹﾞｰﾄﾌﾞﾛｯｸ）</td><td>残電圧52%以上・位相変化41度以下（運転継続）</td><td>60Hz系統</td></tr>
<tr><td rowspan="5">単相</td><td>太陽光</td><td rowspan="5">低圧単相に準ずる</td><td rowspan="5">低圧単相に準ずる</td><td rowspan="5">低圧単相に準ずる</td><td rowspan="5">低圧単相に準ずる</td></tr>
<tr><td>風力</td></tr>
<tr><td>蓄電池</td></tr>
<tr><td>燃料電池</td></tr>
<tr><td>ガスエンジン</td></tr>
<tr><td rowspan="5">三相</td><td>太陽光</td><td>・電圧低下継続時間
0.3秒以下
・電圧復帰後0.1秒以内に電圧低下前の出力の80%以上の出力まで復帰</td><td>・電圧低下継続時間
0.3秒以下
・電圧復帰後0.2秒以内に電圧低下前の出力の80%以上の出力まで復帰</td><td>・電圧低下継続時間
0.3秒以下
・電圧復帰後0.1秒以内に電圧低下前の出力の80%以上の出力まで復帰</td><td>・ｽﾃｯﾌﾟ状に+1.0Hz，3ｻｲｸﾙ間継続
・ﾗﾝﾌﾟ上の±2Hz/s
（周波数上限）61.8Hz
（周波数下限）57.0Hz</td></tr>
<tr><td>風力</td><td colspan="3">残電圧0%・継続時間0.15秒と残電圧90%・継続時間1.5秒を結ぶ直線以上の残電圧がある電圧低下に対しては運転を継続し，電圧復帰後1.0秒以内に電圧低下前の出力の80%以上の出力まで復帰</td><td>・ｽﾃｯﾌﾟ状に+1.0Hz，3ｻｲｸﾙ間継続
・ﾗﾝﾌﾟ上の±2Hz/s
（周波数上限）61.8Hz
（周波数下限）57.0Hz</td></tr>
<tr><td>蓄電池</td><td>・電圧低下継続時間
0.3秒以下
・電圧復帰後0.1秒以内に電圧低下前の出力の80%以上の出力まで復帰（RPRが設置される場合は出力電力特性とRPRの協調を図るため，0.4秒以内の復帰としてもよい。）</td><td>・電圧低下継続時間
0.3秒以下
・電圧復帰後1.0秒以内に電圧低下前の出力の80%以上の出力まで復帰</td><td>・電圧低下継続時間
0.3秒以下
・電圧復帰後0.1秒以内に電圧低下前の出力の80%以上の出力まで復帰（RPRが設置される場合は出力電力特性とRPRの協調を図るため，0.4秒以内の復帰としてもよい。）</td><td>・ｽﾃｯﾌﾟ状に+1.0Hz，3ｻｲｸﾙ間継続
・ﾗﾝﾌﾟ上の±2Hz/s
（周波数上限）61.8Hz
（周波数下限）57.0Hz</td></tr>
<tr><td>燃料電池※</td><td>・電圧低下継続時間
0.3秒以下
・電圧復帰後1.0秒以内に電圧低下前の出力の80%以上の出力まで復帰</td><td>・電圧低下継続時間
0.3秒以下
・電圧復帰後1.0秒以内に電圧低下前の出力の80%以上の出力まで復帰</td><td>・電圧低下継続時間
0.3秒以下
・電圧復帰後1.0秒以内に電圧低下前の出力の80%以上の出力まで復帰</td><td>・ｽﾃｯﾌﾟ状に+1.0Hz，3ｻｲｸﾙ間継続
・ﾗﾝﾌﾟ上の±2Hz/s
（周波数上限）61.8Hz
（周波数下限）57.0Hz</td></tr>
<tr><td>ガスエンジン
（単機出力35kW以下）</td><td>・電圧低下継続時間
0.3秒以下
・電圧復帰後1.0秒以内に電圧低下前の出力の80%以上の出力まで復帰</td><td>・電圧低下継続時間
0.3秒以下
・電圧復帰後1.0秒以内に電圧低下前の出力の80%以上の出力まで復帰</td><td>・電圧低下継続時間
0.3秒以下
・電圧復帰後1.0秒以内に電圧低下前の出力の80%以上の出力まで復帰</td><td>・ｽﾃｯﾌﾟ状に+1.0Hz，3ｻｲｸﾙ間継続
・ﾗﾝﾌﾟ上の±2Hz/s
（周波数上限）61.8Hz
（周波数下限）57.0Hz</td></tr>
</table>

※燃料電池にマイクロガスタービンを組み合わせた発電設備は除きます。

FRT要件のイメージ（太陽光発電設備を例に記載）

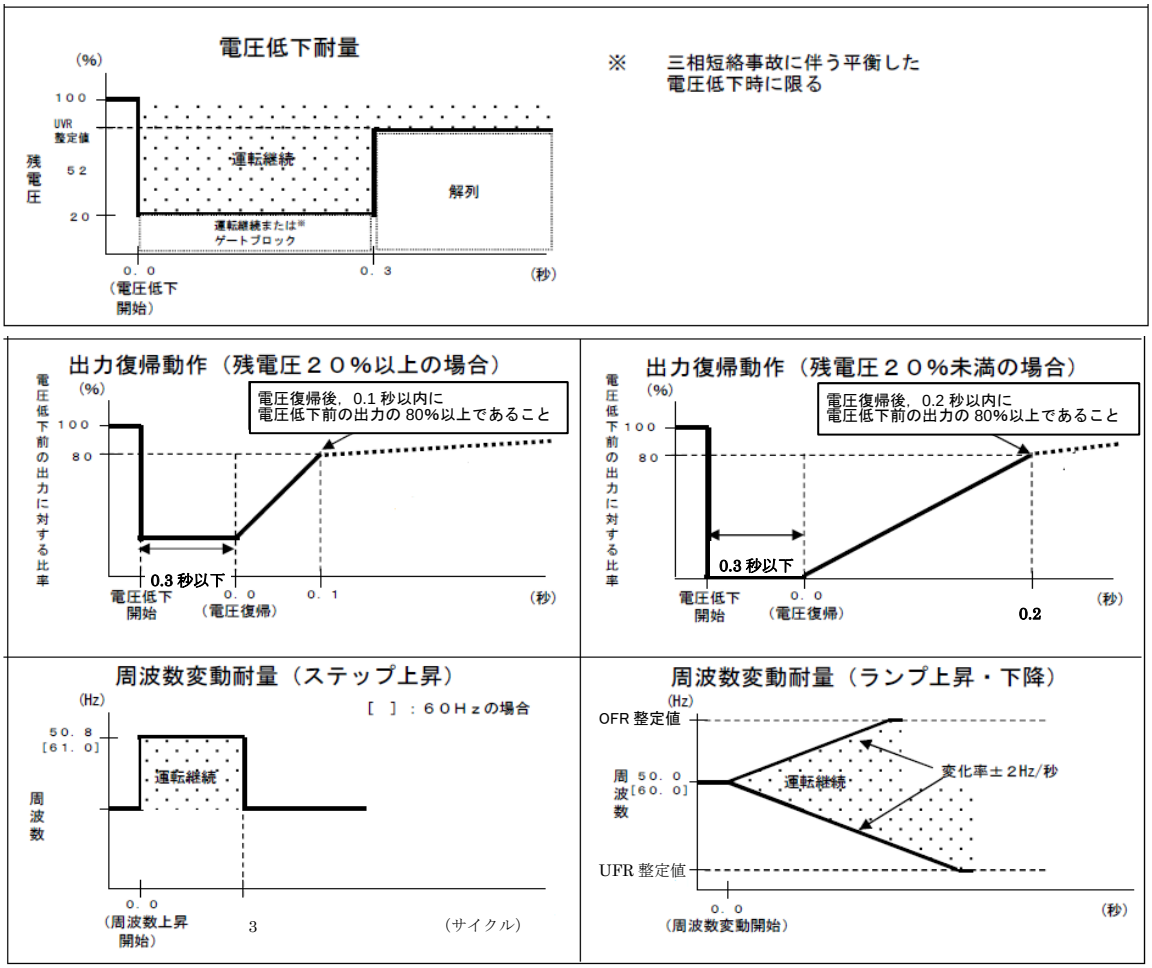

11　保護装置の設置場所

保護リレーは，受電地点または故障の検出が可能な場所に設置していただきます。

12　保護リレーの設置相数

保護リレーの設置相数は次のとおりとしていただきます。

(1) 地絡過電圧リレーは零相回路に設置すること。

(2) 過電圧リレー，周波数低下リレー，周波数上昇リレー及び逆電力リレーは，１相設置とすること。

(3) 短絡方向リレーは，３相設置とすること。ただし，連系する系統と協調を

図ることができる２相設置とすることができる。

(4) 不足電圧リレーは，３相設置とすること。ただし，短絡方向リレーと協調を図ることができる場合は，１相設置とすることができる。

(5) 不足電力リレーは，２相設置とすること。

13　保護装置の設置

(1) 発電設備等故障対策

発電設備等故障時の系統保護のため，次に示す保護リレーを設置していただきます。ただし，発電設備等自体の保護装置により，検出できる場合は省略できることといたします。

イ　発電設備等の発電電圧が異常に上昇した場合に，これを検出し時限をもって解列するための過電圧リレーを設置すること。

ロ　発電設備等の発電電圧が異常に低下した場合に，これを検出し時限をもって解列するための不足電圧リレーを設置すること。

(2) 系統側短絡事故対策

連系する系統における短絡事故時の保護のため，次に示す保護リレーを設置していただきます。

イ　同期発電機の場合は，連系する系統における短絡事故を検出し，発電設備を解列するための短絡方向リレーを設置すること。

ロ　誘導発電機，二次励磁発電機及び逆変換装置を用いた発電設備等の場合は，連系する系統の短絡事故時に発電設備等の電圧低下を検出し，発電設備等を解列するための不足電圧リレーを設置すること。

(3) 系統側地絡事故対策

連系する系統における地絡事故時の保護のため，地絡過電圧リレーを設置していただきます。ただし，次のいずれかを満たす場合は，地絡過電圧リレーを省略することができるものとします。

イ　発電設備等の引出口にある地絡過電圧リレーにより系統側地絡事故が検出できる場合

ロ　逆変換装置を用いた発電設備等が構内低圧線に連系する場合であって，その出力容量が受電電力の容量に比べて極めて小さい場合

ハ　逆変換装置を用いた発電設備等が構内低圧線に連系する場合であって，その出力容量が10kW以下の場合

(4) 逆潮流が有る場合の単独運転防止対策

逆潮流が有る場合，単独運転防止のため，発電設備等故障対策用の過電圧リレー及び不足電圧リレーに加えて，周波数上昇リレー及び周波数低下リレーを設置するとともに，転送遮断装置または次のすべての条件を満たす単独運転検出機能（能動的方式１方式以上を含む。）を有する装置を設置していただきます。ただし，専用供給設備により連系する場合は，周波数上昇リレーを省略できるものとします。

イ　連系する系統のインピーダンスや負荷の状態等を考慮し，確実に単独運転を検出できること。

ロ　頻繁な不要解列を生じさせないこと。

ハ　能動信号は，系統への影響が実態上問題とならないこと。

なお，単独運転検出機能の整定値例は系統連系規程によります。

(5) 逆潮流が無い場合の単独運転防止対策

逆潮流が無い場合，単独運転防止のため，逆電力リレー及び周波数低下リレーを設置していただきます。ただし，専用供給設備により連系する場合であって，逆電力リレーまたは不足電力リレーにて単独運転を高速に検出できる場合は，周波数低下リレーを省略できるものとします。

なお，構内低圧線に連系する発電設備等において，その出力容量が受電電力の容量に比べて極めて小さく，単独運転検出機能（受動的方式及び能動的方式それぞれ１方式以上を含む。）を有する装置により高速に単独運転を検出し，発電設備等が停止，または解列する場合は，逆電力リレーを省略できるものといたします。

また，単独運転検出機能の整定値例は系統連系規程によります。

14 解 列 箇 所

保護装置が動作した場合の解列箇所は，原則として，系統から発電設備等を解列することができる次のいずれかの箇所としていただきます。なお，当社から解列箇所を指定させていただく場合があります。

(1) 受電用遮断器

(2) 発電設備等出力端遮断器又はこれと同等の機能を有する装置

(3) 発電設備等連絡用遮断器

(4) 母線連絡用遮断器

また，解列にあたっては，発電設備等を電路から機械的に切り離すことができ，かつ，電気的にも完全な絶縁状態を保持しなければならないため，原則として，半導体のみで構成された電子スイッチを遮断装置として適用することはできません。

15 発電機運転制御装置の付加

(1) 周波数調整のための機能

イ 出力低下防止機能

火力発電設備およびコージェネレーション（ガスタービン・ガスエンジンを採用したコージェネレーションを除きます。）は，周波数58.8Hzまでは発電機出力を低下しない，周波数58.8Hz以下については，1.2Hz低下するごとに5%以内の出力低下に抑える，または，一度出力低下しても回復する機能もしくは装置を具備すること。

なお，周波数変動に鋭敏な負荷設備や，構内設備（発電用所内電源を除きます。）への電源供給維持のため，自立運転に移行する必要がある自家用発電設備等については，対策内容を協議させていただきます。

16 自 動 負 荷 制 限

発電設備等の脱落時等に連系する配電線や配電用変圧器等が過負荷になるおそれがある場合は，自動的に負荷を制限する対策を行っていただきます。

17　線路無電圧確認装置の設置

発電設備等を連系する系統の再閉路時の事故防止のため，当該系統の配電用変電所の配電線引出口に線路無電圧確認装置を設置いたします。ただし，次のいずれかを満たす場合は，線路無電圧確認装置を省略できるものといたします。

(1)　専用供給設備による連系であって，連系する系統の自動再閉路を必要としない場合

(2) 転送遮断装置及び単独運転検出機能（能動的方式に限る。）を有する装置を設置し，かつ，それぞれが別の遮断器により連系を遮断できる場合

(3)　２方式以上の単独運転検出機能（能動的方式１方式以上を含むものに限る。）を有する装置を設置し，かつ，それぞれが別の遮断器により連系を遮断できる場合

(4) 単独運転検出機能（能動的方式に限る。）を有する装置及び整定値が発電設備等の運転中における配電線の最低負荷より小さい逆電力リレーを設置し，かつ，それぞれが別の遮断器により連系を遮断できる場合

(5) 逆潮流がない場合であり，かつ，系統との連系に係わる保護リレー，計器用変流器，計器用変圧器，遮断器及び制御用電源配線が２系列化されており，これらが互いにバックアップ可能となっている場合。ただし，２系列目の上記装置については，次のうちいずれか１方式以上を用いて簡素化を図ることができる。

イ　保護リレーの２系列目は，不足電力リレーのみとすることができる。

ロ　計器用変流器は，不足電力リレーを計器用変流器の末端に配置した場合，１系列目と２系列目を兼用できる。

ハ　計器用変圧器は，不足電圧リレーを計器用変圧器の末端に配置した場合，１系列目と２系列目を兼用できる。

18　接　地　方　式

接地方式は，連系する系統に適合した方式としていただきます。

19　直流流出防止変圧器の設置

逆変換装置を用いて発電設備等を連系する場合は，逆変換装置から直流が系統へ流出することを防止するために，受電地点と逆変換装置との間に変圧器（単巻変圧器を除きます。）を設置していただきます。

ただし，次のすべての条件に適合する場合は，変圧器の設置を省略することができます。

(1)　逆変換装置の交流出力側で直流を検出し，交流出力を停止する機能を有すること。

(2)　逆変換装置の直流回路が非接地であること，または逆変換装置に高周波変圧器を用いていること。

なお，設置する変圧器は，直流流出防止専用である必要はありません。

20　電　圧　変　動

(1) 常時電圧変動対策

連系する系統における低圧需要家の電圧を適正値（標準電圧100Vに対しては101±6Ｖ，標準電圧200Vに対しては202±20Ｖ）以内に維持する必要があるため，発電設備等の解列による電圧低下や逆潮流による系統の電圧上昇等により適正値を逸脱するおそれがあるときは，次に示す電圧変動対策を行っていただきます。なお，これにより対応できない場合には，配電線新設による負荷分割等の配電線増強や専用供給設備による連系を行なうなどの対策を行います。

イ　発電設備等の脱落等により低圧需要家の電圧が適正値を逸脱するおそれがあるときには，自動的に負荷を制限すること。または，適正な電圧が維持できる範囲まで自動的に負荷を制限する自動負荷遮断装置を設置すること。

ロ　発電設備等の逆潮流により低圧需要家の電圧が適正値を逸脱するおそ

れがあるときには，自動的に電圧を調整すること。

また，受電点および発電端の力率は，協議により決定することとするが，高圧配電線等の系統状況により個別に力率値を指定する場合には，力率値を変更すること。

この自動電圧調整の手段としては，逆潮流電力の大きさや発電設備等の形式により，以下の４方式などから選択していただきます。

(ｲ) 発電設備等を一定の遅相で運転して，一定値以上の逆潮流が発生するときに力率改善用コンデンサ（一般には開放）で受電点の力率を所定力率に調整すること。

(ﾛ) 発電設備等を一定の進相で運転して，一定値以上の逆潮流が発生するときに力率改善用コンデンサで受電点の力率を所定力率に調整すること。

(ﾊ) 一定値以上の逆潮流が発生するときに，力率改善用コンデンサを一定値まで減じ，かつ発電設備等の無効電力出力を制御して受電点の力率を所定力率に調整すること。ただし，発電設備等の無効電力出力が限界値となる場合には，有効電力を減ずることで電圧上昇の抑制をするとともに受電点の力率を所定力率に調整すること。

(ﾆ) PCSの力率一定制御【80%～100%（1%刻み）】（進相または遅相運転）又はSVCの制御などにより，受電点の力率を所定力率に調整すること。

(2) 瞬時電圧変動対策

発電設備等の並解列時の瞬時電圧変動は常時電圧の10%以内とし，次に示す対策を行なっていただきます。

イ　同期発電機の場合は，制動巻線付きのもの（制動巻線を有しているものと同等以上の乱調防止効果を有する制動巻線付きでない同期発電機を含む。）とするとともに自動同期検定装置を設置すること。

ロ　二次励磁制御巻線形誘導発電機の場合は，自動同期検定機能を有するものを用いること。

ハ　誘導発電機の場合で，並列時の瞬時電圧低下により系統の電圧が常時

電圧から10％を超えて逸脱するおそれがあるときは，限流リアクトル等を設置すること。なお，これにより対応できない場合には，同期発電機を用いる等の対策を行うこと。

ニ　自励式の逆変換装置を用いた発電設備等の場合は，自動的に同期する機能を有するものを用いること。

ホ　他励式の逆変換装置を用いた発電設備等の場合で，並列時の瞬時電圧低下により系統の電圧が常時電圧から10％を超えて逸脱するおそれがあるときは，限流リアクトル等を設置すること。

ヘ　発電設備等の出力変動や頻繁な並解列が問題となる場合は，出力変動の抑制や並解列の頻度を低減する対策を行うこと。

ト　連系用変圧器加圧時の励磁突入電流による瞬時電圧低下により，系統の電圧が常時電圧から10％を超えて逸脱するおそれがあるときは，その抑制対策を実施すること。

(3) 電圧フリッカ対策

発電設備等を設置する場合は，発電設備等の頻繁な並解列や出力変動，単独運転検出機能（能動方式）による電圧フリッカにより適正値を逸脱するおそれがあるときは，次に示す電圧フリッカ対策などを行っていただきます。

イ　風力発電設備等の頻繁な並解列により電圧フリッカが適正値を逸脱するおそれがあるときには，静止型無効電力補償装置（以下，SVC）の設置やサイリスタ等によるソフトスタート機能を有する装置の設置，配電線の太線化などによる系統インピーダンスの低減などの対策を行うこと。なお，これにより対応できない場合には，配電線の増強などを行うか，専用線による連系とする。

ロ　風力発電設備等の出力変動により電圧フリッカが適正値を逸脱するおそれがあるときには，SVCなどを設置や配電線の太線化などによる系統インピーダンスの低減などの対策を行うこと。なお，これにより対応できない場合には，配電線の増強などを行うか，専用線による連系とする。

ハ　単独運転検出機能（能動的方式）による電圧フリッカにより適正値を逸

脱するおそれがあるときは，系統や当該発電設備等設置者以外の者への悪影響がない範囲の能動信号の変動量や正帰還ゲインの大きさとすること。また，連系当初は許容できる範囲の能動信号であっても，将来の系統状況の変化や発電設備等の連系量増加などによって，配電線に注入する無効電力の注入量が過剰となり，連系当初は発振しない発電設備等も含め無効電力が発振し電圧フリッカが発生することがあるため，能動信号の変動量や正帰還ゲインの大きさを変更できる機構としておくこと。

また，単独運転検出機能（能動的方式）による電圧フリッカにより，系統運用に支障が発生した場合又は発生するおそれがある場合には，発電設備等設置者は当社と協議のうえ，単独運転検出に影響の無い範囲で，能動信号の変動量や正帰還ゲインの大きさの変更などにより，配電線に注入する無効電力の注入量を低減するなどの対策を講じること。なお，ソフトウェア改修不可などで対応できない場合については，機器取替や対応時期などを含めて個別に協議させていただきます。

［対策要否の判定基準例］

受電点における電圧フリッカレベル（ΔＶ10）を0.45Ｖ以下（当該設備のみの場合は，0.23Ｖ以下）に維持する。

21 短 絡 容 量

発電設備等の連系により系統の短絡容量が他者の遮断器の遮断容量等を上回るおそれがある場合は，短絡電流を制限する装置（限流リアクトル等）を設置していただきます。

22 発電機定数・諸元

発電機並列時の短絡電流抑制対策等の面から，発電機定数を当社から指定させていただく場合があります。

また，当社の求めに応じて，次の諸元を提出していただきます。（第３者認証機関発行の認証証明書による提供可）

電源種	設備	諸元
共通	発電プラント	定格（定格容量，定格出力，台数，定格電圧）
		最低出力
		所内負荷（定格，最低）
		力率（定格，運転可能範囲）
		運転可能周波数の範囲
		単線結線図，系統並解列箇所
	構内設備	自家消費電力の最大値，最小値
		総合負荷力率
		高調波発生機器と高調波対策資料
		電圧フリッカの発生源と対策設備資料
	受電用変圧器，連系用変圧器	定格（定格容量，定格電圧）
		インピーダンス（変圧器定格容量ベース）
		制御方式，整定値
	調相設備	定格（容量，台数）
	遮断器	定格（遮断電流，遮断時間）
		自動同期検定装置の有無
	保護装置	設置要素
		設置場所
		設置相数
		解列箇所
		整定範囲
		整定値
		CT比，VT比
		シーケンスブロック
誘導機	発電プラント	拘束リアクタンス

電源種	設備	諸元
		限流リアクトル容量
同期機	発電プラント	各種内部リアクタンス
		各種短絡時定数・開路時定数
		慣性定数（発電機＋タービン）
		制動巻線の有無
	制御装置	ガバナ系ブロック（調定率，GF幅，CV，ICVモデルを含む）
		励磁系ブロック（AVR，PSS，PSVR）
		FRT要件の適用有無
逆変換装置	発電プラント制御装置	メーカ，型式
		単独運転検出方式，整定値
		逆変換装置の容量
		通電電流制限値
		FRT要件の適用有無
風力	発電プラント制御装置	発電機の出力特性
		出力変動対策の方法
		蓄電池，ウィンドファームコントローラーの有無
蓄電池	発電プラント	蓄電容量
二次励磁機	発電プラント	拘束リアクタンス

なお，必要に応じて，記載されていない諸元等，最新の諸元等を提供していただくことがあります。

23 昇圧用変圧器

短絡電流抑制対策や発電機並列時の電圧低下対策等の面から，昇圧用変圧

器のインピーダンス等を当社から指定させていただく場合があります。

また，電圧タップ値等を指定させていただく場合があります。

24 連 絡 体 制

(1) 連 絡 体 制

発電者の構内事故及び系統側の事故等により，連系用遮断器が動作した場合等（サイバー攻撃により設備異常が発生し，または発生する恐れがある場合を含みます。）には，当社と発電者との間で迅速かつ的確な情報連絡を行ない，速やかに必要な措置を講ずる必要があります。このため，発電者の技術員駐在箇所等と当社との間には，保安通信用電話設備を設置していただきます。

ただし，保安通信用電話設備は次のうちいずれかを用いることができます。

イ　専用保安通信用電話設備

ロ　電気通信事業者の専用回線電話

ハ　次の条件をすべて満たす場合においては，一般加入電話または携帯電話

(ｲ) 発電者側の交換機を介さず直接技術員との通話が可能な方式（交換機を介する代表番号方式ではなく，直接技術員駐在箇所へつながる単番方式）とし，発電設備等の保守監視場所に常時設置されていること。

(ﾛ) 話中の場合に割り込みが可能な方式（キャッチホン等）であること。

(ﾊ) 停電時においても通話可能なものであること。

(ﾆ) 災害時等において当社と連絡が取れない場合には，当社との連絡が取れるまでの間，発電設備等の解列または運転を停止すること。また，保安規程上明記されていること。

(2) 系統運用上必要な情報

系統運用上必要な情報として，次のスーパービジョンを設置していただくことがあります。

また，供給地点における有効電力等を収集するために，原則として，テレメータを設置していただきます。具体的項目については別途協議することといたします。

イ　スーパービジョン

(ｲ) 遮断器（配電線引込口）

(ﾛ) 保護継電装置（配電線保護装置，連系用遮断器を開放する保護装置）の動作表示及び状態表示

(ﾊ) 連系に係る保護継電装置の異常情報

(ﾆ) 遠制装置テレメータ異常表示

ロ　テレメータ

(ｲ) 供給地点の有効電力と無効電力

(ﾛ) 供給地点の有効電力量

25　バンク逆潮流の制限

配電用変電所のバンクにおいて逆潮流が発生すると，電力品質面及び保護協調面で問題が生じるおそれがあることから，原則として逆潮流が生じないよう発電者で発電または放電出力を抑制していただきます。ただし，配電用変電所に保護装置等を設置することにより，電力品質面及び保護協調面で問題が生じないよう対策を行う場合はこの限りではありません。

26　サイバーセキュリティ対策

事業用電気工作物（発電事業の用に供するものに限ります。）は，電気事業法に基づき，「電力制御システムセキュリティガイドライン」に準拠した対策を講じていただきます。

自家用電気工作物（発電事業の用に供するもの及び小規模事業用電気工作物を除く。）に係る遠隔監視システム及び制御システムは，「自家用電気工作物に係るサイバーセキュリティの確保に関するガイドライン」に準拠した対策を講じていただきます。

上記以外の発電設備等については，サイバー攻撃による発電設備等の異常動作を防止し，または発電設備等がサイバー攻撃を受けた場合に速やかな異常の除去，影響範囲の局限化などを行うために次のとおり，適切なサイバーセキュリティ対策を講じていただきます。

(1) 外部ネットワークや他ネットワークを通じた発電設備等の制御に係るシステムへの影響を最小化するための対策を講じること。

(2) 発電設備等の制御に係るシステムには，マルウェアの侵入防止対策を講じること。

(3) 発電設備等に関し，セキュリティ管理責任者を設置すること。

27 そ　の　他

発電設備等の異常，系統の異常等により発電設備等が系統から解列した場合には，すみやかに当社に連絡していただきます。この場合，当社から系統に再連系可能である旨をお知らせするまでの間，発電者の発電設備等を再連系せずに解列状態を保持していただきます。

Ⅲ　需要設備の接続に必要な技術要件

需要者の需要設備を当社の電力系統に連系する場合，電気設備に関する技術基準に加え，以下の項目について遵守していただきます。

なお，電気方式につきましては，「Ⅱ 発電設備等の接続に必要な技術要件」に準拠していただきます。

28 高　　調　　波

需要者は，高調波発生機器を用いた電気設備を使用することにより，当社系統に高調波電流が流出する場合は，その高調波電流を抑制するため，以下の要件に従っていただきます。

(1) 対象となる需要者

イ　使用する高調波発生機器の容量を６パルス変換器容量に換算し，それぞれの機器の換算容量を総和したもの（以下「等価容量」といいます。）を計算し，その値を提出していただきます。このうち等価容量の合計が50kVAを超える場合に該当する需要者（以下「対象者」といいます。）が本要件の対象となります。

ロ　イの等価容量を算出する場合に対象とする高調波発生機器は，300V以下の商用電源系統に接続して使用する定格電流20A／相以下の電気・電子機器（家電・汎用品）以外の機器とします。

ハ　ロに該当する高調波発生機器を新設・増設または更新する等の場合に適用いたします。

なお，ロに該当する高調波発生機器を新設・増設または更新する等によって新たに対象者に該当することになる場合においても適用いたします。

(2) 高調波流出電流の算出

対象者は，系統に流出する高調波電流の算出を以下のとおり実施していただきます。

イ　高調波流出電流は，高調波発生機器毎の定格運転状態において発生す

る高調波電流を合計し，これに高調波発生機器の最大の稼働率を乗じたものといたします。

ロ　高調波流出電流は，高調波の次数毎に合計するものといたします。

ハ　対象とする高調波の次数は40次以下といたします。

ニ　対象者の構内に高調波流出電流を低減する設備がある場合は，その低減効果を考慮することができるものといたします。

(3) 高調波流出電流の上限値

対象者から系統に流出する高調波流出電流の許容される上限値は，高調波の次数毎に下表に示す需要者の契約電力１kW当たりの高調波流出電流の上限値に当該需要者の契約電力（kWを単位とします。）を乗じた値とします。

なお，上記契約電力とは，契約者が契約上使用できる最大電力（kW）をいいます。

（単位：mA/kW）

系統電圧	５次	７次	11次	13次	17次	19次	23次	23次超過
6.6kV	3.50	2.50	1.60	1.30	1.00	0.90	0.76	0.70

(4) 高調波流出電流の抑制対策の実施

対象者は，(2)の高調波流出電流が，(3)の高調波流出電流の上限値を超える場合には，高調波流出電流を高調波流出電流の上限値以下となるよう必要な対策を実施していただきます。

29　電圧フリッカ・電圧変動

電気アークを使用する電気炉などの特殊負荷，周期的な変動負荷，大型モータのように始動時に大きな電流を必要とする負荷など，系統内の電圧に擾乱を与え他の需要者に支障を及ぼすおそれがある場合は，負荷に応じた抑制装置（フリッカ補償装置，バッファリアクトル，無効電力補償装置など）を，需要者において設置していただきます。また，受電用変圧器加圧時の励磁突入電

流による瞬時電圧低下により，系統の電圧が常時電圧から10%を超えて逸脱するおそれがあるときは，その抑制対策を実施していただきます。

30　瞬時電圧低下

系統に落雷などにより事故が発生した場合，事故点を保護リレーで検出し，それを系統から切り離すまでの間，事故点を中心に瞬時的に電圧が低下することがあります。こうした瞬時電圧低下は避けることができないため，これにより影響を受ける場合は，需要者において，負荷制御方法の改善・無停電電源装置の設置・瞬時電圧補償装置など，使用する機器に最も適した対策を講じていただきます。

31　電 圧 不 平 衡

負荷の特性によって，各相間の負荷が著しく平衡を欠く場合には，他の需要者に支障を及ぼすことがないように，需要者で必要な対策を実施していただきます。

32　保護協調の目的

需要者の電気設備の故障または系統の事故時に，事故の除去，事故範囲の局限化等を行うために次の考えにもとづいて，保護協調を図ることを目的に適正な保護装置を設置していただきます。

(1) 需要者の電気設備の異常及び故障に対しては，確実に検出・除去し，連系する系統へ事故を波及させないために，需要者の電気設備を即時に解列すること。

(2) 連系する系統の事故が発生した場合であって系統保護方式に応じて必要な場合には，当該系統から需要者の電気設備を解列すること。

(3) 連系する系統以外の事故時には，原則として需要者の電気設備を解列しないこと。

33　保護装置の設置

需要者は，負荷設備を系統に連系する場合は，系統の保護のため，需要場所における構内設備の短絡事故または地絡事故を検出することができる保護装置を設置していただきます。

34　保護装置の設置場所

保護リレーは，供給地点または事故の検出が可能な場所に設置していただきます。

35　保護リレーの設置相数

保護リレーの設置相数は次のとおりといたします。

(1) 地絡保護用リレーは零相（残留）回路設置といたします。

(2) 短絡保護用リレーは３相設置といたします。

36　遮　断　箇　所

遮断箇所は，原則として連系用遮断器といたします。

37　サイバーセキュリティ対策

自家用電気工作物（発電事業の用に供するもの及び小規模事業用電気工作物を除く。）に係る遠隔監視システム及び制御システムは,「自家用電気工作物に係るサイバーセキュリティの確保に関するガイドライン」に準拠した対策を講じていただきます。

系 統 連 系 技 術 要 件
「託送供給等約款別冊」
（特別高圧版）

令和７年４月１日実施

沖 縄 電 力 株 式 会 社

目　　次

Ⅰ　総　　則 …… 1
1　目　　的 …… 1
2　適用の範囲 …… 1
3　協　　議 …… 1
Ⅱ　発電設備等の接続に必要な技術要件 …… 2
4　電気方式 …… 2
5　運転可能周波数・並列時許容周波数 …… 2
6　力　　率 …… 3
7　高　調　波 …… 3
8　需給バランス制約による発電出力の抑制 …… 3
9　送電容量制約による発電設備等の出力の抑制 …… 4
10　不要解列の防止 …… 4
11　保護装置の設置 …… 7
12　再閉路方式 …… 11
13　保護装置の設置場所 …… 11
14　解列箇所 …… 11
15　保護リレーの設置相数 …… 12
16　自動負荷制限・発電抑制 …… 12
17　線路無電圧確認装置の設置 …… 13
18　発電機運転制御装置の付加 …… 13
19　中性点接地装置の付加と電磁誘導障害防止対策の実施 …… 18
20　直流流出防止変圧器の設置 …… 19
21　電圧変動 …… 19
22　出力変動対策 …… 21
23　短絡・地絡電流対策 …… 22
24　発電機定数・諸元 …… 22
25　昇圧用変圧器 …… 26
26　連絡体制 …… 26
27　電気現象記録装置 …… 28
28　サイバーセキュリティ対策 …… 28
Ⅲ　需要設備の接続に必要な技術要件 …… 30

29　供　給　電　圧　…… 30
30　進相用コンデンサの運用　…… 30
31　高　　調　　波　…… 30
32　電圧フリッカ・電圧変動　…… 32
33　瞬時電圧低下　…… 32
34　電 圧 不 平 衡　…… 33
35　保護協調の目的　…… 33
36　保護装置の設置　…… 33
37　保護装置の設置場所　…… 34
38　保護リレーの設置相数　…… 34
39　遮　断　箇　所　…… 34
40　再 閉 路 方 式　…… 34
41　連絡体制及び系統連系上必要な情報　…… 35
42　サイバーセキュリティ対策　…… 36

Ⅰ　総　　則

１　目　　的

この系統連系技術要件（特別高圧版）（以下「要件」といいます。）は，託送供給等約款８（契約の要件）(1)ニ及び(2)ハにもとづき，発電者の発電設備及び蓄電池（以下「発電設備等」といいます。）ならびに需要者の需要設備を当社の電力系統（以下「系統」といいます。）に接続（以下「連系」といいます。）するにあたり遵守していただく事項を示すものです。ここで，発電設備とは発電に供する電気設備，需要設備とは需要に供する電気設備をいいます。

なお，この要件にもとづき，発電場所及び需要場所において必要となる設備については，契約者の負担で施設していただきます。

２　適 用 の 範 囲

この要件は，発電者の発電設備等及び需要設備または需要者の需要設備を系統に連系する場合に適用いたします。既に系統に連系している発電設備等であっても，当該設備等のリプレース時やパワーコンディショナー等の装置切替時，または系統運用に支障を来すおそれがある場合（リレー整定値等の設定変更必要時等）には，この要件を適用いたします。また，需要者が需要場所内において発電設備等を系統に連系する場合または契約者が事業場所内の発電設備等もしくは需要設備を系統に連系する場合についても，この要件を適用いたします。

３　協　　議

この要件は，系統連系に関する技術要件であり，実際の連系にあたっては，この要件に定めのない事項も含め，個別に協議させていただきます。

Ⅱ　発電設備等の接続に必要な技術要件

発電者の発電設備等を当社の系統に連系する場合は，電気設備に関する技術基準に加え，以下の項目について遵守していただきます。なお，需要者が発電設備等を当社の供給設備に電気的に接続して使用する場合，もしくは事業場所内の発電設備等を系統に連系する場合は，逆潮流の有無に係らず，本要件を適用していただきます。

４　電　気　方　式

発電設備等の電気方式は，最大使用電力に比べ発電設備等の容量が非常に小さく，相間の不平衡による影響が実態上問題とならない場合を除き，連系する系統の電気方式（交流三相３線式）と同一としていただきます。

５　運転可能周波数・並列時許容周波数

(1) 運転可能周波数

発電設備等の連続運転可能周波数及び運転可能周波数は，次のとおりとしていただきます。

連続運転可能周波数：58.2Hzを超え61.0Hz以下

運転可能周波数　　：57.0Hz以上61.8Hz以下

なお，周波数低下時の運転継続時間は，58.2Hzでは10分程度以上，57.6Hzでは１分程度以上としていただきます。

また，周波数低下リレーの整定値は，原則として，検出レベルを57.0Hz，検出時限を自動再閉路時間と協調が取れる範囲の最大値としていただきます。（協調が取れる範囲の最大値：２秒以上）

(2) 並列時許容周波数

系統周波数を適正値に維持する必要があるため，並列時の周波数は並列時許容周波数以内としていただきます。なお，並列時許容周波数は，標準周波数+0.1Hz以下（設定可能範囲：標準周波数+0.1～+1.0Hz）とします。ただし，

離島など系統固有の事由等により個別に協議させていただく場合があります。

６　力　　率

発電者の受電地点における力率は，連系する系統の電圧を適切に維持できるように定めるものとし，必要な場合は当社からの求めに応じて，力率を変更できるものとしていただきます。発電設備等の安定に運転できる範囲は，原則として発電設備等側からみて遅れ力率90％～進み力率95％としていただきます。

逆潮流が無い場合は，原則として受電地点における力率を系統側からみて遅れ85％以上とするとともに，系統側からみて進み力率にならないようにしていただきます。

また，受電地点の力率，電圧あるいは無効電力の調整スケジュール等について別途協議させていただくことがあります。

７　高　調　波

逆変換装置（二次励磁発電機の系統側変換装置を含みます。）を用いた発電設備等を設置する場合は，逆変換装置本体（フィルターを含みます。）の高調波流出電流を総合電流歪率５％，各次電流歪率３％以下としていただきます。また，その他の高調波発生機器を用いた電気設備を設置する場合には，「31 高調波」に準じた対策を実施していただきます。

８　需給バランス制約による発電設備等の出力の抑制

逆潮流のある発電設備等のうち，太陽光発電設備及び風力発電設備ならびに蓄電池には，当社の求めに応じて，当社からの遠隔制御により0%から100%の範囲（1%刻み）で出力（自家消費分を除くことも可）の抑制ができる機能を有する逆変換装置やその他必要な設備を設置する等の対策を実施していただきます。なお，ウィンドファームとしての運用がない風力発電所やウィンドファームコントローラーがない風力発電所については，技術的制約を踏ま

え個別協議とさせていただきます。

逆潮流のある火力発電設備及びバイオマス発電設備（ただし，再生可能エネルギー特別措置法施行規則〔平成24年経済産業省令第46号〕に定める地域資源バイオマス発電設備であって，燃料貯蔵や技術に由来する制約等により出力の抑制が困難なものを除きます。）は，発電出力を技術的に合理的な範囲で最大限抑制し，その最低出力を発電端の定格出力に対して，火力発電設備（混焼バイオマス発電設備を含みます。）については多くとも30％以下，バイオマス発電設備については多くとも50％以下に抑制するために必要な機能を具備していただきます。なお，停止による対応も可能とします。また，自家消費を主な目的とした発電設備等については，個別の事情を踏まえ対策の内容を協議させていただきます。実証設備の実証期間中の扱いについては，技術的制約を踏まえ個別に協議させていただき，実証期間終了後は，再協議させていただきます。

９　送電容量制約による発電設備等の出力の抑制

逆潮流のある発電設備等には，当社の求めに応じて，当社からの遠隔制御により，送電容量制約による出力の抑制ができる機能を有する装置やその他必要な装置を設置する等の対策を行うものとします。

10　不要解列の防止

(1) 保　護　協　調

発電設備等の故障または系統の事故時に，事故の除去，事故範囲の局限化，系統運用の安定・公衆保安の確保などを行なうために，次の考え方に基づき保護協調を図っていただきます。なお，構内設備の故障に対しては，「35　保護協調の目的」に準じた対策を実施していただきます。

イ　発電設備等の異常及び故障に対しては，この影響を連系する系統へ波及させないために，発電設備等を当該系統から解列すること。

ロ　連系する系統に事故が発生した場合は，原則として当該系統から発電

設備等を解列すること。ただし，再閉路方式によっては，解列が不要な場合もある。

ハ　上位系統事故，連系する系統の事故などにより当該系統の電源が喪失した場合であって単独運転が認められない場合には，発電設備等が解列し単独運転が生じないこと。

ニ　連系する系統における事故後再閉路時に，原則として発電設備等が当該系統から解列されていること。

ホ　連系する系統以外の事故時には，原則として発電設備等は解列しないこと。

ヘ　連系する系統から発電設備等が解列する場合には，逆電力リレー，不足電力リレー等による解列を，自動再閉路時間より短い時限かつ過渡的な電力変動による当該発電設備等の不要な遮断を回避できる時限でおこなうこと。

ト　当社の保護リレーと協調が必要な場合は，当社の保護リレー方式や整定と協調を図ること。

チ　連系する系統との保護協調を考慮し，当社設備と同等の遮断時間とすること。

(2) 事故時運転継続

系統事故による広範囲の瞬時電圧低下や周波数変動等により，発電設備等の一斉解列や出力低下継続等が発生し，系統全体の電圧・周波数維持に大きな影響を与えることを防止するため，発電設備等の種別毎に定められる事故時運転継続要件（ＦＲＴ要件）を満たしていただきます。なお，満たすべきFRT要件は次のとおりです。

発電設備等		電圧低下			周波数変動（運転継続）
		三相短絡を想定		二相短絡を想定	
		残電圧20%以上（運転継続）	残電圧20%未満（運転継続またはｹﾞｰﾄﾌﾞﾛｯｸ）	残電圧52%以上・位相変化41度以下（運転継続）	60Hz系統
単相	太陽光	低圧単相に準ずる	低圧単相に準ずる	低圧単相に準ずる	低圧単相に準ずる
	風力				
	蓄電池				
	燃料電池				
	ガスエンジン				
三相	太陽光	高圧三相に準ずる	高圧三相に準ずる	高圧三相に準ずる	高圧三相に準ずる
	風力				
	蓄電池				
	燃料電池				
	ガスエンジン				

(3) 電圧・周波数変動による不要解列の防止

作業停止や需要増加などに伴い，電圧・周波数変動が継続する状況においても，発電設備等の不要解列による系統電圧・周波数維持への影響を防止するため，以下の端子電圧及び周波数変動範囲においては，発電設備等を連続運転し，発電設備等の保護装置等による解列を行わないものとしていただきます。

また，これを超える端子電圧及び周波数変動においても，設備に支障が無い範囲で運転を継続していただきます。

なお，電圧・周波数変動に鋭敏な負荷設備や，構内設備（発電用所内電源を除く）への電源供給維持のため，自立運転に移行する必要がある自家用発電設備等については，対策内容を協議させていただきます。

同期発電機・誘導発電機

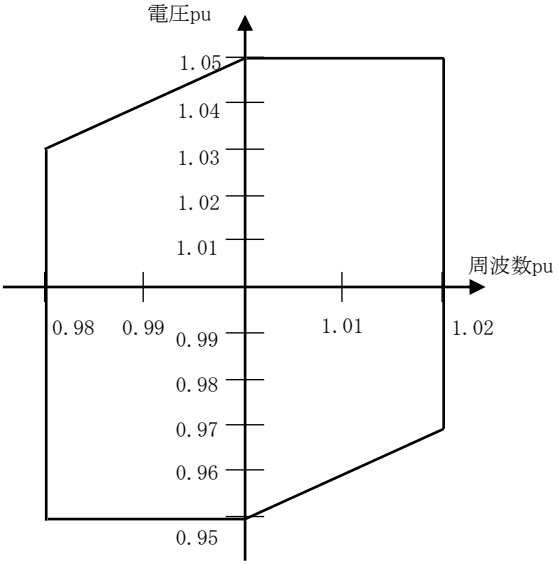

逆変換装置

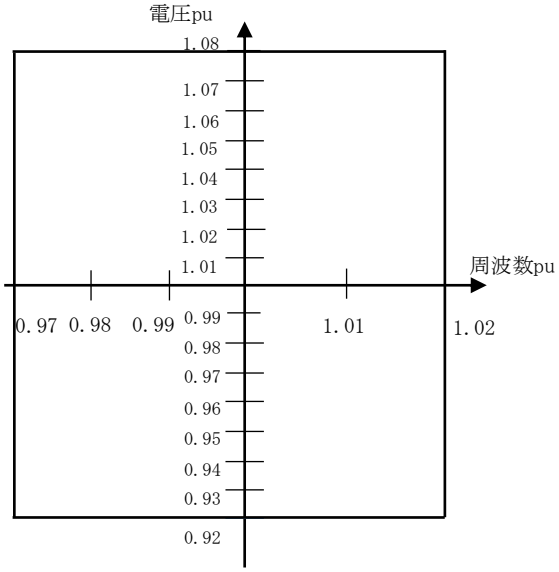

ただし，周波数変動範囲に対しては，「５　運転可能周波数・並列時許容周波数（１）運転可能周波数」に準じた対策を実施していただきます。

11　保護装置の設置

(1) 発電設備等故障対策

発電設備等故障時の系統保護のため過電圧リレー及び不足電圧リレーを設置していただきます。ただし，発電設備等自体の保護装置により検出・保護できる場合は省略することができます。

(2) 系統側事故対策

イ　短　絡　保　護

系統の短絡事故時の保護のため，原則として，連系する系統と同じ方式の保護リレーを設置していただきます。ただし，系統と同じ方式の保護リレーを設置する必要がない場合には，次のとおりとしていただきます。

(ｲ) 同期発電機を用いる場合

連系する系統の短絡事故を検出し，発電設備等を解列することのできる短絡方向リレーを設置していただきます。当該リレーが有効に機

能しない場合は，短絡方向距離リレーまたは電流差動リレーを設置すること。

(ﾛ) 誘導発電機，二次励磁発電機又は逆変換装置を用いる場合

連系する系統の短絡事故時に，発電電圧の異常低下を検出し解列することのできる不足電圧リレーを設置すること。

なお，この不足電圧リレーは発電設備等事故対策用の不足電圧リレーと兼用することができる。

ロ　地　絡　保　護

系統の地絡事故時の保護のため，原則として，連系する系統と同じ方式の保護リレーを設置していただきます。ただし，系統と同じ方式の保護リレーを設置する必要がない場合には，次のとおりとしていただきます。

(ｲ) 中性点直接接地方式の系統に連系する場合は，電流差動リレーを設置していただきます。

(ﾛ) 中性点直接接地方式以外の系統に連系する場合は，地絡過電圧リレーを設置していただきます。当該リレーが有効に機能しない場合は，地絡方向リレーまたは電流差動リレーを設置していただきます。

ただし，次のいずれかを満たす場合は，地絡過電圧リレーを省略することができます。

a　発電機引出口にある地絡過電圧リレーにより連系する系統の地絡事故を検出できる場合

b　発電設備等の出力が構内の負荷より小さく周波数低下リレーにより高速に単独運転を検出し解列することができる場合

c　逆電力リレー，不足電力リレーまたは受動的方式の単独運転防止機能を有する装置により高速に単独運転を検出し解列することができる場合

なお，連系当初は地絡過電圧リレーを省略可能な場合であっても，その後構内の負荷状況の変更や電力系統の変更などによって，地絡過

電圧リレーの省略要件を満たさなくなった場合は，発電者，発電設備等を系統連系する需要者の責任において，地絡過電圧リレーを設置すること。

ハ　連系する系統と同一の保護方式の短絡・地絡保護

電圧階級（ｋＶ）	短絡保護		地絡保護				系列数	備考
			中性点接地方式					
			直接接地方式		抵抗接地方式			
	主保護	後備保護	主保護	後備保護	主保護	後備保護		
１３２ ６６	電流差動リレー	短絡方向距離リレー	電流差動リレー	地絡方向距離リレー			１系列	※1
２２	回線選択リレー	短絡方向距離リレー			回線選択リレー	地絡方向リレー	１系列	
	過電流リレー	－			地絡方向リレー	－	１系列	

※1 当社が採用するリレーと同じ仕様で設置していただきます。

(3) 単独運転防止対策

イ　逆潮流がある場合

適正な電圧・周波数を逸脱した単独運転を防止するため，周波数上昇リレー及び周波数低下リレーまたは転送遮断装置を設置していただきます。また，周波数上昇リレー及び周波数低下リレーは，単独運転状態になった場合に系統電圧が定格電圧の40％程度まで低下したとしても周波数を検出可能なものとしていただきます。なお，上記特性を有しないときは，単独運転状態になった場合に系統等に影響を与えるまでに低下した系統電圧を検出可能な不足電圧リレーと組み合わせて補完しながら使用していただきます。なお，必要により周波数上昇リレー及び周波数低下リレーに加えて転送遮断装置を設置していただく場合があります。

また，単独系統を復旧（本系統へ再並列）するにあたり，系統電源と当該発電設備等の周波数，電圧及び位相差が合致しない場合には，当社

からの指令を受け，当該発電設備等を速やかに単独系統から解列していただきます。

ロ　逆潮流がない場合

単独運転防止のため，周波数上昇リレー及び周波数低下リレーを設置していただきます。ただし，発電設備等の出力容量が系統の負荷と均衡する場合であって，周波数上昇リレーまたは周波数低下リレーにより検出・保護できないおそれがあるときは，逆電力リレーを設置していただきます。

また，22kV 以下の特別高圧配電線路のうち配電線扱いの電線路に発電設備等を連系する場合には，「系統連系技術要件（高圧版）Ⅱ発電設備等の接続に必要な技術要件　13　保護装置の設置」に準じていただきます。

(4) 事故波及防止対策

イ　系統事故時に系統の安定度が維持できない場合には，当社は電源制限装置によって発電者の発電を抑制いたします。この場合，発電場所に必要な装置を設置していただきます。

ロ　発電機が脱調したときの事故波及を防止するため，脱調分離リレーを必要により設置していただく場合があります。

ハ　系統の周波数を維持するため，発電設備等が事故等により，連系する系統から解列する場合，または発電電力が急減する場合，発電者は，発電場所に事故を検出しその情報を当社へ伝送するために必要な装置を設置していただく場合があります。

(5) 構内設備事故対策

構内設備事故対策として「36　保護装置の設置」に準じた対策を実施していただきます。

(6) 事故除去時間

中性点直接接地系統においては，同期安定度確保，瞬時電圧低下の影響，電磁誘導障害対策面で高速な事故除去が求められるため，連系点及び同一電圧階級設備の遮断器，保護リレーの動作時間を以下のとおりとしていた

だきます。

遮断器：３サイクル以内

保護リレー（短絡・地絡事故除去用）：２サイクル以内

なお，上記を基本とし，中性点直接接地系統以外を含め，系統固有の事由等により個別に協議させていただく場合があります。

12 再 閉 路 方 式

自動再閉路を実施している送電線へ連系する場合で，自動再閉路方式を採用する場合は，連系送電線の再閉路方式と協調を図っていただき，必要な設備を設置していただきます。

13 保護装置の設置場所

保護リレーは，受電地点または故障の検出が可能な場所に設置していただきます。

14 解 列 箇 所

保護装置が動作した場合の解列箇所は，原則として，系統から発電設備等を解列することができる次のいずれかの箇所としていただきます。なお，当社から解列箇所を指定させていただく場合があります。

(1) 受電用遮断器

(2) 発電設備等出力端遮断器

(3) 発電設備等連絡用遮断器

(4) 母線連絡用遮断器

また，解列にあたっては，発電設備等を電路から機械的に切り離すことができ，かつ，電気的にも完全な絶縁状態を保持しなければならないため，原則として，半導体のみで構成された電子スイッチを遮断装置として適用することはできません。

15　保護リレーの設置相数

保護リレーの設置相数は次のとおりとしていただきます。

(1) 地絡過電圧リレー，地絡方向リレー，地絡検出用電流差動リレー及び地絡検出用回線選択リレーは零相回路に設置すること。

(2) 過電圧リレー，周波数低下リレー，周波数上昇リレー及び逆電力リレーは１相設置とすること。

(3) 不足電力リレーは２相設置とすること。

(4) 短絡方向リレー，不足電圧リレー，短絡検出・地絡検出兼用電流差動リレー，短絡検出用電流差動リレー，短絡方向距離リレー，短絡検出用回線選択リレー及び地絡方向距離リレーは３相設置とすること。

16　自動負荷制限・発電抑制

(1) 発電設備等の脱落時等に主として連系する送電線及び変圧器等が過負荷になるおそれがある場合は，自動的に負荷を制限する対策を行っていただきます。

また，系統事故等により他の送電線及び変圧器等が過負荷になるおそれがある場合，または系統の安定度や周波数等が維持できないおそれがある場合には，自動で発電抑制もしくは発電遮断，または発電増出力（揚水遮断及び蓄電池の充電停止を含む）を行っていただくことがあります。

なお，この場合発電場所に必要な装置を設置していただきます。

ただし，出力変動緩和対策として設置していただく蓄電池については，充電を停止することにより，出力変動緩和の機能を喪失することになるため，本要件の適用範囲外とします。

(2) あらかじめ当社が指定した送電線１回線，変圧器１台その他の電力設備の単一故障の発生時に保護装置により行なわれる速やかな発電抑制または発電遮断（以下「Ｎ－１電制」といいます。）を実施することで，運用容量を拡大することが効率的な設備形成に資すると当社が判断した場合，Ｎ－１電制を実施するために発電設備等に設置する制御装置等（以下「Ｎ－１

電制装置」といいます。）を設置することが適当であると判断した発電設備等を指定して，当該発電設備等を維持及び運用する発電者または新規に送電系統への連系を行なう発電者に対して，Ｎ－１電制装置の設置を求めることがあります。この場合，正当な理由がない限り，発電場所へのＮ－１電制装置の設置及びその他Ｎ－１電制の実施に必要な対応をしていただきます。

17　線路無電圧確認装置の設置

発電設備等を連系する変電所の引出口に線路無電圧確認装置が設置されていない場合には，再閉路時の事故防止のために，発電設備等を連系する変電所の引出口に線路無電圧確認装置を設置いたします。ただし，次のいずれかを満たす場合は，線路無電圧確認装置を省略できるものといたします。

(1) 逆潮流が無い場合であって，電力系統との連系に係る保護リレー，計器用変流器，計器用変圧器，遮断器及び制御用電源配線が，相互予備となるように２系列化されているとき。ただし，次のいずれかにより簡素化を図ることができる。

イ　２系列の保護リレーのうちの１系列は，不足電力リレーのみとすることができる。

ロ　計器用変流器は，不足電力リレーを計器用変流器の末端に配置する場合，１系列目と２系列目を兼用できる。

ハ　計器用変圧器は，不足電圧リレーを計器用変圧器の末端に配置する場合，１系列目と２系列目を兼用できる。

また，22kV以下の特別高圧配電線路のうち配電線扱いの電線路に発電設備等を連系する場合には，「系統連系技術要件（高圧版）Ⅱ発電設備等の接続に必要な技術要件　16　線路無電圧確認装置の設置」に準じていただきます。

18　発電機運転制御装置の付加

(1) 系統安定化，潮流制御のための機能

系統安定化，潮流制御等の理由により運転制御が必要な場合には，以下の機能を具備した運転制御装置を設置していただきます。なお，設置については個別に協議させていただきます。

イ　PSS(Power System Stabilizer)

ロ　超速応励磁自動電圧調整機能

(2) 周波数調整のための機能

火力発電設備，混焼バイオマス発電設備（地域資源バイオマス発電設備を除きます。）及び揚水発電設備（発電方向）については，以下の周波数調整機能を具備していただきます。なお，その他の発電設備等については，個別に協議させていただきます。

イ　火力発電設備及び混焼バイオマス発電設備（地域資源バイオマス発電設備を除きます。）

(ｲ)　ガバナフリー運転

タービンの調速機（ガバナ）を系統周波数の変動に応じて発電機出力を変化させるように運転（ガバナフリー運転）する機能を具備すること。

(ﾛ)　LFC（Load Frequency Control：負荷周波数制御）機能

当社からのLFC信号に追従し，発電機出力を変動させる機能を具備すること。

(ﾊ)　周波数変動補償機能

標準周波数±0.1Hzを超えた場合，系統の周波数変動により，ガバナで調整した出力を発電所の自動出力制御装置が，出力指令値に引き戻すことがないように，ガバナによる出力変動相当を出力指令値に加算する機能を具備すること。

(ﾆ)　EDC(Economic load Dispatching Control：経済負荷配分制御)機能

当社からの出力指令値に発電機出力を自動追従制御する機能を具備すること。

(ﾎ)　出力低下防止機能

火力発電設備及びコージェネレーション（ガスタービン・ガスエンジンを採用した60MW未満のコージェネレーションを除きます。）は，周波数58.8Hzまでは発電機出力を低下しない，周波数58.8Hz以下については，1.2Hz低下するごとに5%以内の出力低下に抑える，または，一度出力低下しても回復する機能もしくは装置を具備すること。

なお，周波数変動に鋭敏な負荷設備や，構内設備（発電用所内電源を除きます。）への電源供給維持のため，自立運転に移行する必要がある自家用発電設備等については，対策内容を協議させていただきます。

具体的な発電設備の性能は，次のとおりです。ただし，系統の電源構成の状況等，必要に応じて別途協議を行うことがあります。

	発電機定格出力	35MW以上	
		GT及びGTCC	その他の火力発電設備及び混焼バイオマス発電設備※6
機能・仕様等	GF調定率	４％以下	４％以下
	GF幅※1	８％以上 （定格出力基準）	５％以上 （定格出力基準）
	GF制御応答性	２秒以内に出力変化開始， 10秒以内にGF幅の出力変化完了※8	
	LFC幅	±８％以上 （定格出力基準）	±５％以上 （定格出力基準）
	LFC変化速度※2	５％/分以上 （定格出力基準）	２％/分以上 （定格出力基準）
	LFC制御応答性	20秒以内に出力変化開始 ※8	60秒以内に出力変化開始 ※8
	EDC変化速度※2	５％/分以上 （定格出力基準）	２％/分以上 （定格出力基準）
	EDC制御応答性	20秒以内に出力変化開始 ※8	60秒以内に出力変化開始 ※8
	EDC+LFC変化速度	10％/分以上	２％/分以上

		（定格出力基準）	（定格出力基準）
	最低出力※3※4 （定格出力基準）	30％以下※9 DSS 機能具備※5	30％以下※9 DSS 機能具備※7

※1 GT及びGTCCについては負荷制限設定値までの上げ余裕値が定格出力の８％以上，その他の発電機については定格出力の５％以上を確保。定格出力付近などの要件を満たせない出力帯について別途協議。

※2 定格出力付近のオーバーシュート防止や低出力帯での安定運転により要件を満たせない場合には別途協議。

※3 気化ガス（BOG）処理などにより最低出力を満たせない場合には別途協議。

※4 EDC/LFC指令で制御可能な最低出力。停止により対応をする発電設備の場合は，この限りではない。

※5 日間起動停止運転（DSS）は，発電機解列～並列まで3.5時間以内で可能なこと。

※6 地域資源バイオマス発電設備を除く。

※7 日間起動停止運転（DSS）は，発電機解列～並列まで4時間以内で可能なこと。

※8 記載の秒数は目安値とし，可能な限り早期に出力変化開始し，出力変化完了すること。

※9 「８．需給バランス制約による発電設備等の出力の抑制」による。

また，周波数調整機能に必要な受信信号（EDC・LFC指令値）を受信する機能及び，必要な送信信号（現在出力，可能最大発電出力［GT及びGTCCのみ。］，EDC・LFC使用/除外，周波数調整機能故障）を送信する機能を具備していただきます。

ロ　揚水発電設備（発電方向）

(ｲ)　ガバナフリー運転

水車の調速機（ガバナ）を系統周波数の変動に応じて発電機出力を

変化させるように運転（ガバナフリー運転）する機能を具備すること。

(ﾛ) LFC（Load Frequency Control：負荷周波数制御）機能

当社からのLFC信号に追従し，発電機出力を変動させる機能を具備すること。

(ﾊ) 周波数変動補償機能

標準周波数から当社が指定する閾値を超えた場合，系統の周波数変動により，ガバナで調整した出力を発電所の自動出力制御装置が，出力指令値に引き戻すことがないように，ガバナによる出力変動相当を出力指令値に加算する機能を具備すること。ただし，同等の機能を有する場合は省略することができます。

(ﾆ) EDC(Economic load Dispatching Control：経済負荷配分制御)機能

当社からの出力指令値に発電機出力を自動追従制御する機能を具備すること。

具体的な発電設備の性能は，次のとおりです。ただし，系統の電源構成の状況等，必要に応じて別途協議を行うことがあります。

	発電機定格出力	2MW以上
機能・仕様等	GF調定率	5%以下
	GF幅	最低～定格出力
	GF制御応答性	2秒以内に出力変化開始，10秒以内に変化量を完了（定格出力の5%到達にて出力変化の完了とする）※1，※2
	LFC幅	最低～定格出力※1
	LFC変化速度	10%/分以上（定格出力基準）
	LFC制御応答性	10秒以内に出力変化開始※2，※3
	EDC変化速度	10%/分以上（定格出力基準）
	EDC制御応答性	10秒以内に出力変化開始※2，※3
	EDC+LFC変化速度	10%/分以上（定格出力基準）

※1 水路系の影響により制約が発生する場合は別途協議。

※2 記載の秒数は目安値とし，可能な限り早期に出力変化開始し，出力変化

完了すること。

※3 慣性モーメントが大きい発電機は個別協議。

また，周波数調整機能に必要な受信信号（EDC・LFC指令値）を受信する機能及び，必要な送信信号（現在出力，EDC・LFC使用/除外，周波数調整機能故障）を送信する機能を具備していただきます。

(3) 早期再並列のための機能

定格出力の合計が400MW以上の火力（GTCC）発電設備については，送電系統の停電解消後，早期に再並列するために必要な装置を設置，または機能を具備していただきます。なお，定格出力の合計が100MW以上400MW未満の火力（GTCC）発電設備については，当該装置の設置または機能の具備について協議させていただきます。

(4) 電圧調整のための機能

イ　132kVの系統に連系する発電設備等は，当社が指定する電圧，無効電力または力率に応じて運転可能な機能を具備し，有効電力に応じて出力可能な範囲で無効電力を調整できるようにしていただきます。

ロ　受電電圧が66kV以下の発電者の発電設備等でも，必要により，上記イと同じ機能を具備していただくことがあります。

19　中性点接地装置の付加と電磁誘導障害防止対策の実施

中性点の接地が必要な場合は，昇圧変圧器の中性点に接地装置を設置していただきます。また，中性点接地装置の設置により，当社の系統において電磁誘導障害防止対策及び地中ケーブルの防護対策の強化等が必要となった場合には，適切な対策を講じていただきます。

(1) 22kV以下の系統に連系する場合は，必要に応じて昇圧用変圧器の中性点に中性点接地装置（抵抗接地方式）を設置すること。

(2) 66kV以上の系統に連系する場合は，昇圧用変圧器の中性点を直接接地す

ること。

20　直流流出防止変圧器の設置

逆変換装置を用いて発電設備等を連系する場合は，逆変換装置から直流が系統へ流出することを防止するために，受電地点と逆変換装置との間に変圧器（単巻変圧器を除きます。）を設置していただきます。

ただし，次のすべての条件に適合する場合は，変圧器の設置を省略することができます。

(1) 逆変換装置の交流出力側で直流を検出し，交流出力を停止する機能を有すること。

(2) 逆変換装置の直流回路が非接地であること，または逆変換装置に高周波変圧器を用いていること。

なお，設置する変圧器は，直流流出防止専用である必要はありません。

21　電　圧　変　動

(1) 常時電圧変動対策

発電設備等の連系による電圧変動は，常時電圧の概ね±１～２％以内を適正値とし，この範囲を逸脱しないよう，自動電圧調整装置（ＡＶＲ）の設置等により，自動的に電圧を調整していただきます。

ただし，22kV以下の特別高圧配電線路のうち配電線扱いの電線路に発電設備等を連系する場合には，「系統連系技術要件（高圧版）Ⅱ発電設備等の接続に必要な技術要件　19　電圧変動」に準じていただきます。

(2) 瞬時電圧変動対策

発電設備等の並解列時において，瞬時的に発生する電圧変動に対しても，常時電圧の±２％を目安に適正な範囲内に瞬時電圧変動を抑制していただきます。

また，22kV以下の特別高圧配電線路のうち配電線扱いの電線路に発電設備等を連系する場合には，「系統連系技術要件（高圧版）Ⅱ発電設備等の接

続に必要な技術要件 19 電圧変動」に準じていただきます。

イ　同期発電機を用いる場合は，制動巻線付きのもの（制動巻線を有しているものと同等以上の乱調防止効果を有する制動巻線付きでない同期発電機を含みます。）とするとともに自動同期検定装置を設置すること。

ロ　二次励磁制御巻線型誘導発電機を用いる場合には，自動同期検定機能を有するものを用いること。

ハ　誘導発電機を用いる場合で，並列時の瞬時電圧低下により系統の電圧が常時電圧から±２％程度を超えて逸脱するおそれがあるときは，限流リアクトル等を設置すること。なお，これにより対応できない場合には，同期発電機を用いる等の対策をすること。

ニ　自励式の逆変換装置を用いる場合は，自動的に同期が取れる機能を有するものを用いること。

ホ　他励式の逆変換装置を用いる場合で，並列時の瞬時電圧低下により系統の電圧が適正値（常時電圧の２％を目安とします。）を逸脱するおそれがあるときは，限流リアクトル等を設置すること。なお，これにより対応できない場合には，自励式の逆変換装置を用いること。

ヘ　発電設備等の出力変動や頻繁な並解列による電圧変動により他者に電圧フリッカ等の影響を及ぼすおそれがあるとき，適正値を逸脱するおそれがあるときには，次に示す電圧変動の抑制や並解列の頻度を低減する対策を行なうこと。

(ｲ) 風力発電設備等の頻繁な並解列により電圧フリッカが適正値を逸脱するおそれがあるときには，静止型無効電力補償装置（SVC）の設置やサイリスタ等によるソフトスタート機能を有する装置を用いること。

(ﾛ) 風力発電設備等の出力変動により電圧フリッカが適正値を逸脱するおそれがあるときには，SVCなどを設置すること。

［対策要否の判定基準例］

受電点における電圧フリッカレベル（ΔV10）を0.45V以下（当該設備のみの場合は，0.23V以下）に維持する。

(3) そ　の　他

連系用変圧器加圧時の励磁突入電流による瞬時電圧低下により，系統の電圧が常時電圧から10%を超えて逸脱するおそれがあるときは，その抑制対策を実施していただきます。

22 出力変動対策

再生可能エネルギー発電設備を連系する場合であって，出力変動により他者に影響を及ぼすおそれがあるときは，出力変化率制限機能の具備等の対策を行っていただきます。

(1) 太陽光発電設備の場合

発電に必要な自然エネルギーが得られる状況において，系統周波数が上昇または低下し適正値を逸脱するおそれがある場合は，発電設備の出力を調定率に応じて，自動的に出力変化すること。

(2) 風力発電設備の場合

イ　発電に必要な自然エネルギーが得られる状況において，連系点での５分間の最大変動幅が発電所設備容量の10%以下となるよう対策を行うこと。

なお，ウィンドファームコントローラを有しない小規模発電所については，対策を別途協議する。

ロ　高風速時にカットアウトが予想される場合は，即座に停止しないよう，ストーム制御機能を具備する等の対策を行うこと，また，カットインが予想される場合は，徐々に出力を上昇するよう対策を行うこと。

ハ　発電に必要な自然エネルギーが得られる状況において，系統周波数が上昇または低下し適正値を逸脱するおそれがある場合は，発電設備の出力を調定率に応じて自動的に出力変化すること。

なお，具体的な発電設備の性能は，次の範囲で当社から指定する値といたします。ただし，系統の電源構成の状況等，必要に応じて別途協議させていただきます。

	定格出力合計	2MW以上
		太陽光発電設備または風力発電設備
機能・仕様等	調定率	2～5%以下
	制御応答性	2秒以内に出力変化開始，10秒以内に変化量を完了 （出力変化量の50%到達にて出力変化の完了とする）
	不感帯	±0.1Hz以下
	リザーブ量 （出力変化幅）	0～10%（定格出力基準）

※リザーブ量は系統周波数低下時の出力増加対応として，発電出力の抑制時に使用可能なこと。

23　短絡・地絡電流対策

発電設備等の連系により系統の短絡・地絡電流が他者の遮断器の遮断容量等を上回るおそれがある場合は，短絡・地絡電流を制限する装置（限流リアクトル等）を設置していただきます。

これにより対応できない場合には，短絡容量対策について個別に検討・協議させていただきます。

24　発電機定数・諸元

連系系統，電圧階級によっては，発電機の安定運転対策や短絡・地絡電流抑制対策，慣性低下対策等の面から，発電機定数を当社から指定させていただく場合があります。

また，当社の求めに応じて，次の諸元を提出していただきます。

電源種	設備	諸元
共通	発電プラント	定格容量，定格出力，台数，定格電圧
		最低出力

電源種	設備	諸元
		所内負荷（定格，最低）
		力率（定格，運転可能範囲）
		運転可能周波数の範囲，運転継続時間
		単線結線図，系統並解列箇所
		発電プラントモデル（原動機の種類，発電機の種類）
		電気所監視制御方式
	構内設備	自家消費電力の最大値，最小値
		総合負荷力率
		電動機容量（高圧・低圧）
		電灯容量
		高調波発生機器と高調波対策資料
		電圧フリッカの発生源と対策設備資料
	受電用変圧器，連系用変圧器	定格（定格容量，定格電圧）
		インピーダンス（タップ電圧毎，変圧器定格容量ベース）
		励磁特性曲線
		制御方式，整定値
	調相設備	定格容量，台数
		制御方式，整定値
	アクセス線・構内線路	インピーダンス，アドミタンス
	遮断器	定格（遮断電流，遮断時間）
		自動同期検定装置の有無
	保護装置	設置要素
		仕様
		設置場所

電源種	設備	諸元
		設置相数
		解列箇所
		整定範囲
		整定値
		CT比，VT比
		シーケンスブロック
		送電線再閉路方式
	記録	電気現象記録装置
誘導機	発電プラント	拘束リアクタンス
		限流リアクトル容量
		限時リアクトルインピーダンス
		慣性定数
		定格すべり
		等価回路定数
同期機	発電プラント	各種内部リアクタンス（飽和値，不飽和値）
		各種短絡時定数・開路時定数
		慣性定数（発電機＋タービン）
		制動巻線の有無
		飽和特性
		可能出力曲線
		発電機軸モデル
		発電機プラントモデル，モデル構築に必要なプラント，制御系の各種定数（ボイラ，タービン，水車等）
		並解列所要時間（平常時，事故時）
	制御装置	ガバナ系ブロック（調定率，GF幅，CV，ICV

電源種	設備	諸元
		モデルを含む)
		LFC・発電機出力制御ブロック
		EDC変化速度（出力毎）
		LFC幅・変化速度（出力毎）
		出力キープタイム（出力毎，上げ下げ）
		励磁装置の形式（直流・交流・サイリスタ・他） 応答速度（超速応励磁か否か）
		励磁系ブロック（AVR，PSS，PSVR）
		FRT要件の適用有無
		過励磁保護59V/Fブロック
		OEL，UELブロック
水力	発電プラント 制御装置	揚水待機・開始所要時間
		上ダム・下ダム運用可能水位
		電水比（kW/(m^3/s)）
逆変換装置	発電プラント 制御装置	メーカ，型式
		単独運転検出方式，整定値
		逆変換装置の容量
		通電電流制限値
		系統事故時の力率制御時間
		三相事故時の事故電流（大きさ，供給時間）
		一，二相事故時の事故電流（大きさ，供給時間）
		FRT要件の適用有無
		無効電力制御方式，整定値
		慣性力供給能力

電源種	設備	諸元
太陽光	発電プラント 制御装置	発電機・制御モデル，モデルの各種定数
風力	発電プラント 制御装置	周波数調定率設定可能範囲，不感帯設定可能範囲
		発電機の出力特性
		出力変動対策の方法
		蓄電池，ウィンドファームコントローラの有無
		発電機・制御モデル，モデルの各種定数
蓄電池	発電プラント	蓄電容量
二次励磁機	発電プラント	拘束リアクタンス

なお，必要に応じて，記載されていない諸元等，最新の諸元等を提供していただくことがあります。

25 昇圧用変圧器

連系系統や電圧階級によっては，短絡・地絡電流抑制対策，安定度維持対策，送電線保護リレー協調などの面から，昇圧用変圧器のインピーダンス等を当社から指定させていただく場合があります。また，無電圧タップ切替器の仕様（タップ数，電圧値，調整幅等）などを指定させていただく場合があります。

26 連 絡 体 制

(1) 発電者の構内事故及び系統側の事故等により，連系用遮断器が動作した場合等（サイバー攻撃により設備異常が発生し，または発生するおそれがある場合を含みます。）には，当社の給電指令所等と発電者との間で迅速かつ的確な情報連絡を行い，速やかに必要な措置を講ずる必要があります。

このため，当社の給電指令所等と発電者の技術員駐在箇所等との間には，保安通信用電話設備（専用保安通信用電話設備又は電気通信事業者の専用回線電話）を設置していただきます。ただし，保安通信用電話設備は，22ｋＶ以下の特別高圧電線路と連系する場合には，次のうちのいずれかを用いることができます。

イ　専用保安通信用電話設備

ロ　電気通信事業者の専用回線電話

ハ　次の条件を全て満たす場合においては，一般加入電話又は携帯電話

(ｲ) 発電者側の交換機を介さず直接技術員との通話が可能な方式（交換機を介する代表番号方式ではなく，直接技術員駐在箇所へつながる単番方式）とし，発電設備等の保守監視場所に常時設置されていること。

(ﾛ) 話中の場合に割り込みが可能な方式（キャッチホン等）であること。

(ﾊ) 停電時においても通話可能なものであること。

(ﾆ) 災害時等において当社の給電指令所等と連絡が取れない場合には，当社の給電指令所等との連絡が取れるまでの間発電設備等の解列又は運転を停止すること。また，保安規程上明記されていること。

(2) 特別高圧電線路と連系する場合には，当社の給電指令所等と発電者との間に，系統運用上等必要な情報が相互に交換できるようスーパービジョン及びテレメータを設置していただきます。この場合，収集する情報は，原則として次のとおりといたします。

情報種別	情報内容
スーパービジョン	発電機並列用遮断器の開閉状態※1
	連系用遮断器の開閉状態
	連系用断路器の開閉状態
	母線側断路器の開閉状態
	変圧器遮断器の開閉状態
	母線連絡遮断器の開閉状態
	連系送電線用接地開閉器の開閉状態
	連系用遮断器を開放する線路保護リレーの動作状態

	線路保護リレーの切替開閉器の状態
	線路保護リレーの異常表示
	母線保護リレーの動作状態
	母線保護リレーの切替開閉器の状態
	母線保護リレーの異常表示
	発電機重故障
	発電機補機ランバック
	テレメータ異常表示
	電圧・無効電力の制御モード

情報種別	情報内容
テレメータ	連系する母線（引込口母線）の電圧
	引込口（受電地点）の有効電力
	引込口（受電地点）の無効電力
	引込口（受電地点）の有効電力量
	代表風車地点の風向・風速※2
	発電最大能力値※3（風力発電設備の場合）

※1 慣性把握のため，系統に慣性を供給できる同期発電機は，最小単位の発電設備1台毎に設置していただきます。

※2 ナセルで計測する風向・風速

※3 運転可能な発電設備の定格出力（出力制約がある場合は可能な範囲でそれを考慮）の合計。ただし，困難な場合は運転可能な発電設備の台数

27 電気現象記録装置

発電設備等の挙動等を正確に把握するため，短い周期で時刻同期のとれた電圧，電流，電力などの計測値を連続的に記録し，当社の給電指令所等へ伝送する電気現象記録装置（自動オシロ装置，高調波監視記録装置等含む）を設置していただくことがあります。

28 サイバーセキュリティ対策

事業用電気工作物（発電事業の用に供するものに限ります。）は，電気事業

法に基づき，「電力制御システムセキュリティガイドライン」に準拠した対策を講じていただきます。

自家用電気工作物（発電事業の用に供するもの及び小規模事業用電気工作物を除く。）に係る遠隔監視システム及び制御システムは，「自家用電気工作物に係るサイバーセキュリティの確保に関するガイドライン」に準拠した対策を講じていただきます。

上記以外の発電設備等については，サイバー攻撃による発電設備等の異常動作を防止し，または発電設備等がサイバー攻撃を受けた場合に速やかな異常の除去，影響範囲の局限化などを行うために次のとおり，適切なサイバーセキュリティ対策を講じていただきます。

(1) 外部ネットワークや他ネットワークを通じた発電設備等の制御に係るシステムへの影響を最小化するための対策を講じること。

(2) 発電設備等の制御に係るシステムには，マルウェアの侵入防止対策を講じること。

(3) 発電設備等に関し，セキュリティ管理責任者を設置すること。

Ⅲ　需要設備の接続に必要な技術要件

需要者の需要設備を当社の電力系統に連系する場合，もしくは事業場所内の需要設備を系統に連系する場合は，電気設備に関する技術基準に加え，以下の項目について遵守していただきます。

なお，電気方式につきましては，「Ⅱ 発電設備等の接続に必要な技術要件」に準拠していただきます。

29 供 給 電 圧

当社変電所の母線電圧は，系統全体の電圧が良好となるよう調整していますが，個々の需要者への供給電圧は，送電線の負荷電流の大小などによって変動し，かつ，需要者の負荷設備に起因する電圧変動が加わります。これらにより，問題が生じるおそれがある場合は，負荷時タップ切換変圧器または負荷時電圧調整器を需要者において設置していただきます。

30 進相用コンデンサの運用

力率改善用コンデンサの設置・運用については，以下のとおりといたします。

(1) 夜間（23時～９時）・休祭日などの軽負荷時には進み力率とならないよう，コンデンサを開放していただきます。特に，年末年始・ゴールデンウィーク・旧盆などには，コンデンサの開放について当社から依頼があった場合は，協力していただきます。

(2) (1)の対策を実施するため，コンデンサを設置する場合には適当な容量（電圧変動が少ないよう）ごとに開閉器を設置していただきます。

31 高　　調　　波

高調波発生機器を用いた電気設備を使用することにより，系統に高調波電流を流出する場合は，その高調波電流を抑制するため，次の要件にしたがっ

ていただきます。

(1) 対象となる需要者

イ　対象となる需要者は，次のいずれかに該当する需要者（以下「特定需要者」といいます。）といたします。

(ｲ) 22,000Ｖの系統から受電する需要者であって，その施設する高調波発生機器の種類毎の高調波発生率を考慮した容量（以下「等価容量」といいます。）の合計が300ｋＶＡを超える需要者。

(ﾛ) 66,000Ｖ以上の系統から受電する需要者であって，等価容量の合計が2,000ｋＶＡを超える需要者。

ロ　イの等価容量を算出する場合に対象とする高調波発生機器は，300Ｖ以下の商用電源系統に接続して使用する定格電流20Ａ／相以下の電気・電子機器以外の機器といたします。

ハ　特定需要者が，ロに該当する高調波発生機器を新設，増設または更新する場合等に適用いたします。

なお，ロに該当する高調波発生機器を新設，増設または更新する等によって特定需要者に該当することになる場合においても適用いたします。

(2) 高調波流出電流の算出

特定需要者から系統に流出する高調波流出電流の算出は次によるものといたします。

イ　高調波流出電流は，高調波発生機器毎の定格運転状態において発生する高調波電流を合計し，これに高調波発生機器の最大の稼働率を乗じたものといたします。

ロ　高調波流出電流は，高調波の次数毎に合計するものといたします。

ハ　対象とする高調波の次数は40次以下といたします。

ニ　特定需要者の構内に高調波流出電流を低減する設備がある場合は，その低減効果を考慮することができるものといたします。

(3) 高調波流出電流の上限値

特定需要者から系統に流出する高調波流出電流の許容される上限値は，

高調波の次数毎に，次表に示す需要者の契約電力１ｋＷ当たりの高調波流出電流の上限値に当該需要者の契約電力（ｋＷ単位といたします。）を乗じた値といたします。

契約電力１ｋＷ当たりの高調波流出電流の上限値

（単位：mA/kW）

受電電圧	5次	7次	11次	13次	17次	19次	23次	23次超過
22ｋＶ	1.8	1.3	0.82	0.69	0.53	0.47	0.39	0.36
66ｋＶ	0.59	0.42	0.27	0.23	0.17	0.16	0.13	0.12
132ｋＶ	0.29	0.21	0.13	0.11	0.08	0.08	0.06	0.06

受電電圧が上記表に該当しない場合には，高調波抑制対策技術指針によります。

(4) 高調波流出電流の抑制対策の実施

特定需要者は，上記（2）の高調波流出電流が，上記（3）の高調波流出電流の上限値を超える場合には，高調波流出電流を高調波流出電流の上限値以下となるよう必要な対策を講じていただきます。

32 電圧フリッカ・電圧変動

電気アークを使用する電気炉などの特殊負荷，周期的な変動負荷，大型モータのように始動時に大きな電流を必要とする負荷など，系統内の電圧に擾乱を与え他の需要者に支障を及ぼすおそれがある場合は，負荷に応じた抑制装置（フリッカ補償装置，バッファリアクトル，無効電力補償装置など）を，需要者において設置していただきます。また，受電用変圧器加圧時の励磁突入電流による瞬時電圧低下により，系統の電圧が常時電圧から10％を超えて逸脱するおそれがあるときは，その抑制対策を実施していただきます。

33 瞬時電圧低下

系統に落雷などにより事故が発生した場合，事故点を保護リレーで検出し，それを系統から切り離すまでの間，事故点を中心に瞬時的に電圧が低下することがあります。こうした瞬時電圧低下は避けることができないため，これにより影響を受ける場合は，需要者において，負荷制御方法の改善・無停電電源装置の設置・瞬時電圧補償装置など，使用する機器に最も適した対策を講じていただきます。

34 電 圧 不 平 衡

負荷の特性によって，各相間の負荷が著しく平衡を欠く場合には，他の需要者に支障を及ぼすことがないように，需要者で必要な対策を実施していただきます。

35 保護協調の目的

需要者の電気設備の事故または系統の事故時に，事故の除去，事故範囲の局限化等を行うためにつぎの考えに基づき保護協調を実施していただきます。

(1) 需要者の電気設備の異常及び事故に対しては，この影響を連系された系統へ波及させないために，需要者の電気設備を当該系統から速やかに遮断していただきます。

(2) 連系された系統に事故が発生した場合であって系統保護方式に応じて必要な場合には，当該系統から需要者の電気設備を遮断することといたします。

(3) 連系された系統以外の事故時には，原則として需要者の電気設備を遮断しないことといたします。

36 保護装置の設置

(1) 需要者の電気設備の事故の場合，連系する系統へ影響を及ぼさないために，原則として次の保護リレーを設置していただきます。

イ　需要者の電気設備の短絡・地絡事故時の保護リレーとして，過電流リ

レー（瞬時要素付き）及び地絡過電流リレーを設置していただきます。

ロ　変圧器のインピーダンスが小さく，イの過電流リレーでの整定が困難な場合は，比率差動リレーなどを設置していただきます。

また，上記保護リレーだけでは当社の保護継電装置と協調が図れない場合は，母線保護継電装置などを設置していただきます。

(2) 系統事故時の送電線保護装置が必要となる場合は，当社電力系統と同一の保護装置を設置していただきます。

(3) 当社の標準的な方式に合わせた保護装置の多重化等を図っていただくことがあります。

イ　保護装置の二系列化

ロ　後備保護との組合せ

37　保護装置の設置場所

保護リレーは，供給地点または事故の検出が可能な場所に設置していただきます。

38　保護リレーの設置相数

保護リレーの設置相数は次のとおりといたします。

(1) 地絡保護用リレーは零相（残留）回路設置といたします。

(2) 短絡保護用リレーは３相設置といたします。

39　遮　断　箇　所

遮断箇所は，原則として連系用遮断器といたします。

40　再 閉 路 方 式

架空送電線で，再閉路方式を採用する場合は，当社系統と協調した再閉路方式を適用していただきます。

41　連絡体制及び系統連系上必要な情報

(1) 連　絡　体　制

需要者の技術員駐在箇所等と当社の給電指令所等との間には，保安通信用電話設備（電力保安通信用電話設備または電気通信事業者の専用回線電話）を設置していただきます。

ただし，保安通信用電話設備は，22kV以下の特別高圧電線路と連系する場合には，次のうちのいずれかを用いることができることといたします。

イ　電力保安通信用電話設備

ロ　電気通信事業者の専用回線電話

ハ　次の条件をすべて満たす場合においては，一般加入電話または携帯電話等

(ｲ) 需要者側の交換機を介さず，直接技術員との通話が可能な方式（交換機を介する代表番号方式ではなく，直接技術員駐在箇所へつながる単番方式）とし，需要設備の保守監視場所に常時設置されていること。

(ﾛ) 話中の場合に割り込みが可能な方式（キャッチホン等）とすること。

(ﾊ) 停電時においても通話可能なものであること。

(ﾆ) 系統連系運用に関する迅速かつ的確な情報連絡を行うために，日本語で連絡が取れる体制を構築していただきます。

(2) 系統運用上必要な情報

系統運用上必要な情報として，原則として次のスーパービジョン及びテレメータを設置していただきます。具体的項目については別途協議することといたします。

イ　スーパービジョン

(ｲ) 遮断器（送電線引込口）

(ﾛ) 保護継電装置（送電線保護装置，連系用遮断器を開放する保護装置）の動作表示及び状態表示

(ﾊ) 連系に係る保護継電装置の異常情報

(ﾆ) 遠制装置テレメータ異常表示

ロ　テレメータ

(ｲ) 供給地点の有効電力と無効電力

(ﾛ) 供給地点の有効電力量

42　サイバーセキュリティ対策

自家用電気工作物（発電事業の用に供するもの及び小規模事業用電気工作物を除く。）に係る遠隔監視システム及び制御システムは,「自家用電気工作物に係るサイバーセキュリティの確保に関するガイドライン」に準拠した対策を講じていただきます。

電気事業法施行規則第 19 条第２項の規定に基づく添付書類

１　変更を必要とする理由

２　託送供給等約款の変更の内容および新旧比較表

３　工事に関する費用の負担に関する算出の根拠および決定の方法に関する説明書

沖 縄 電 力 株 式 会 社

１　変更を必要とする理由

変更を必要とする理由

このたび当社は，第 52 回総合資源エネルギー調査会省エネルギー・新エネルギー分科会／電力・ガス事業分科会再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会(2023 年６月 21 日開催)において，混雑緩和希望者提起による系統増強プロセス（以下「混雑緩和プロセス」といいます。）における費用負担について，系統増強を希望した発電事業者の負担を基本としたうえで，混雑緩和プロセスによる系統増強が一般送配電事業者の計画している設備更新と同調できるなど，一般送配電事業者の受益と評価できる部分については，一般負担として控除する整理がなされたことおよび第 69 回広域系統整備委員会（2023 年８月９日開催）において，混雑緩和プロセスにかかる手続き，開始検討料やプロセス参加者に求める保証金について，従来の一括検討プロセスと同等に設定する整理がなされたことを踏まえ，当該内容を供給条件に反映するべく，託送供給等約款を変更することといたしました。

また，第 72 回総合資源エネルギー調査会電力・ガス事業分科会電力・ガス基本政策小委員会（2024 年３月 29 日開催）において，2025 年４月１日までに災害時の特別な措置を託送供給等約款等において規定する整理がなされたことを踏まえ，当該内容を供給条件に反映するべく，託送供給等約款を変更することといたしました。

つきましては，電気事業法第 18 条第１項の規定にもとづき，ここに託送供給等約款の変更を申請する次第であります。

２　託送供給等約款の変更の内容および新旧比較表

託送供給等約款の変更の内容

託送供給等約款の変更につきましては，混雑緩和プロセスにおける費用負担等について整理がなされたこと，災害時の特別な措置を託送供給等約款に規定する整理がなされたことを踏まえ，必要となる変更を行なうとともに，その他の今日的見直しをいたしました。

新　旧　比　較　表

［託送供給等約款］

旧（令和６年10月１日実施）	新（令和７年４月１日実施）
託 送 供 給 等 約 款 令和~~6~~年~~10~~月１日実施 沖 縄 電 力 株 式 会 社	託 送 供 給 等 約 款 令和7年4月１日実施 沖 縄 電 力 株 式 会 社

旧（令和６年10月１日実施）	新（令和７年４月１日実施）

目　　次

旧	新
Ⅰ　総　　則 …… 1	Ⅰ　総　　則 …… 1
1　適　　用 …… 1	1　適　　用 …… 1
2　託送供給等約款の~~届出~~および変更 …… 2	2　託送供給等約款の認可および変更 …… 2
3　定　　義 …… 2	3　定　　義 …… 2
4　代表契約者の選任 …… 8	4　代表契約者の選任 …… 8
5　託送供給等に関する取扱い …… 9	5　託送供給等に関する取扱い …… 9
6　単位および端数処理 …… 9	6　単位および端数処理 …… 9
7　実　施　細　目 …… 10	7　実　施　細　目 …… 10
Ⅱ　契約の申込み …… 11	Ⅱ　契約の申込み …… 11
8　契　約　の　要　件 …… 11	8　契　約　の　要　件 …… 11
9　検討および契約の申込み …… 16	9　検討および契約の申込み …… 16
10　契約の成立および契約期間 …… 25	10　契約の成立および契約期間 …… 25
11　託送供給等の開始 …… 26	11　託送供給等の開始 …… 26
12　供給準備その他必要な手続きのための協力 …… 27	12　供給準備その他必要な手続きのための協力 …… 27
13　電気方式，電圧および周波数 …… 27	13　電気方式，電圧および周波数 …… 27
14　発電場所および需要場所 …… 29	14　発電場所および需要場所 …… 29
15　供給および契約の単位 …… 31	15　供給および契約の単位 …… 31
16　承　諾　の　限　界 …… 36	16　承　諾　の　限　界 …… 36
17　契約書の作成 …… 36	17　契約書の作成 …… 36
Ⅲ　料　　金 …… 37	Ⅲ　料　　金 …… 37
18　料　　金 …… 37	18　料　　金 …… 37
19　接続送電サービス …… 39	19　接続送電サービス …… 39
20　臨時接続送電サービス …… 69	20　臨時接続送電サービス …… 69
21　予備送電サービス …… 79	21　予備送電サービス …… 79
22　系統連系受電サービス …… 81	22　系統連系受電サービス …… 81
23　発電量調整受電計画差対応電力 …… 86	23　発電量調整受電計画差対応電力 …… 86
24　接続対象計画差対応電力 …… 87	24　接続対象計画差対応電力 …… 87
25　需要抑制量調整受電計画差対応電力 …… 88	25　需要抑制量調整受電計画差対応電力 …… 88
26　給電指令時補給電力 …… 89	26　給電指令時補給電力 …… 89
Ⅳ　料金の算定および支払い …… 92	Ⅳ　料金の算定および支払い …… 92
27　料金の適用開始の時期 …… 92	27　料金の適用開始の時期 …… 92
28　検　　針　　日 …… 92	28　検　　針　　日 …… 92
29　料金の算定期間 …… 93	29　料金の算定期間 …… 93
30　計　　量 …… 95	30　計　　量 …… 95

旧（令和６年 10 月１日実施）	新（令和７年４月１日実施）
31　電力および電力量の算定 …… 96	31　電力および電力量の算定 …… 96
32　損　失　率 …… 117	32　損　失　率 …… 117
33　料金の算定 …… 117	33　料金の算定 …… 117
34　支払義務の発生および支払期日 …… 122	34　支払義務の発生および支払期日 …… 122
35　料金その他の支払方法 …… 125	35　料金その他の支払方法 …… 125
36　保　証　金 …… 128	36　保　証　金 …… 128
37　連帯責任 …… 130	37　連帯責任 …… 130
V　供　給 …… 131	**V　供　給** …… 131
38　託送供給等の実施 …… 131	38　託送供給等の実施 …… 131
39　給電指令の実施等 …… 135	39　給電指令の実施等 …… 135
40　適正契約の保持等 …… 139	40　適正契約の保持等 …… 137
41　契約超過金 …… 140	41　契約超過金 …… 138
42　力率の保持 …… 144	42　力率の保持 …… 142
43　発電場所および需要場所への立入りによる業務の実施 …… 144	43　発電場所および需要場所への立入りによる業務の実施 …… 143
44　託送供給等にともなう協力 …… 145	44　託送供給等にともなう協力 …… 143
45　託送供給等の停止 …… 146	45　託送供給等の停止 …… 144
46　託送供給等の停止の解除 …… 148	46　託送供給等の停止の解除 …… 146
47　託送供給等の停止期間中の料金 …… 148	47　託送供給等の停止期間中の料金 …… 146
48　違　約　金 …… 148	48　違　約　金 …… 146
49　損害賠償の免責 …… 149	49　損害賠償の免責 …… 147
50　設備の賠償 …… 149	50　設備の賠償 …… 147
VI　契約の変更および終了 …… 151	**VI　契約の変更および終了** …… 149
51　契約の変更 …… 151	51　契約の変更 …… 149
52　名義の変更 …… 153	52　名義の変更 …… 152
53　契約の廃止 …… 154	53　契約の廃止 …… 153
54　供給開始後の契約の消滅または変更にともなう料金および工事費の精算 …… 155	54　供給開始後の契約の消滅または変更にともなう料金および工事費の精算 …… 155
55　解　約　等 …… 161	55　解　約　等 …… 160
56　契約消滅後の債権債務関係 …… 164	56　契約消滅後の債権債務関係 …… 163
VII　受電方法および供給方法ならびに工事 …… 165	**VII　受電方法および供給方法ならびに工事** …… 164
57　受電地点，供給地点および施設 …… 165	57　受電地点，供給地点および施設 …… 164
58　架空引込線 …… 167	58　架空引込線 …… 166
59　地中引込線 …… 168	59　地中引込線 …… 167
60　連接引込線等 …… 169	60　連接引込線等 …… 168
61　中高層集合住宅等における受電方法および供給方法 …… 170	61　中高層集合住宅等における受電方法および供給方法 …… 169
62　引込線の接続 …… 170	62　引込線の接続 …… 169

旧（令和６年10月１日実施）	新（令和７年４月１日実施）
63　計量器等の取付け　…… 171 64　通信設備等の施設　…… 172 65　専用供給設備　…… 172 Ⅷ　工事費の負担　…… 175 66　受電地点への供給設備の工事費負担金　…… 175 67　受電用計量器等の工事費負担金　…… 179 68　会社間連系設備の工事費負担金　…… 180 69　供給地点への供給設備の工事費負担金　…… 180 70　工事費負担金の申受けおよび精算　…… 188 71　供給開始に至らないで契約を廃止または変更される場合の費用の申受け　…… 190 72　臨時工事費　…… 191 73　工事費等に関する契約書の作成　…… 192 Ⅸ　保　　安　…… 193 74　保安の責任　…… 193 75　保安等に対する発電者および需要者の協力　…… 193 76　調　　査　…… 194 77　調査等の委託　…… 194 78　調査に対する需要者の協力　…… 194 79　検査または工事の受託　…… 195 80　自家用電気工作物　…… 195 附　　則　…… 196 別　　表　…… 263	63　計量器等の取付け　…… 170 64　通信設備等の施設　…… 171 65　専用供給設備　…… 171 Ⅷ　工事費の負担　…… 174 66　受電地点への供給設備の工事費負担金　…… 174 67　受電用計量器等の工事費負担金　…… 178 68　会社間連系設備の工事費負担金　…… 179 69　供給地点への供給設備の工事費負担金　…… 179 70　工事費負担金の申受けおよび精算　…… 187 71　供給開始に至らないで契約を廃止または変更される場合等の費用の申受け　…… 190 72　臨時工事費　…… 191 73　工事費等に関する契約書の作成　…… 192 Ⅸ　保　　安　…… 193 74　保安の責任　…… 193 75　保安等に対する発電者および需要者の協力　…… 193 76　調　　査　…… 194 77　調査等の委託　…… 194 78　調査に対する需要者の協力　…… 194 79　検査または工事の受託　…… 195 80　自家用電気工作物　…… 195 附　　則　…… 196 別　　表　…… 266
Ⅰ　総　　則	**Ⅰ　総　　則**
２　託送供給等約款の~~届出~~および変更 (1)　この約款は，電気事業法第18条第~~5~~項の規定にもとづき，経済産業大臣~~に届け出た~~ものです。 (2)　（略）	**２　託送供給等約款の認可および変更** (1)　この約款は，電気事業法第18条第１項の規定にもとづき，経済産業大臣の認可を受けたものです。 (2)　（略）
Ⅱ　契約の申込み	**Ⅱ　契約の申込み**
９　検討および契約の申込み 契約者が新たに接続供給契約もしくは振替供給契約を希望される場合，発電契約者が新たに発電量調整供給契約を希望される場合，発電者（当社と特定契約を締結する発電者〔発電契約者が発電者との間で電力受給に関する契約を締結している場合を除きます。〕を除きます。）が新たに系統連系受	**９　検討および契約の申込み** 契約者が新たに接続供給契約もしくは振替供給契約を希望される場合，発電契約者が新たに発電量調整供給契約を希望される場合，発電者（当社と特定契約を締結する発電者〔発電契約者が発電者との間で電力受給に関する契約を締結している場合を除きます。〕を除きます。）が新たに系統連系受

旧（令和６年10月１日実施）	新（令和７年４月１日実施）
電契約を希望される場合または需要抑制契約者が新たに需要抑制量調整供給契約を希望される場合は，あらかじめこの約款を承認のうえ，次の手続きにより，契約者から託送供給の申込み，発電契約者から発電量調整供給の申込みまたは需要抑制契約者から需要抑制量調整供給の申込みをしていただきます。 なお，電圧または周波数の変動等によって損害を受けるおそれがある発電者または需要者は，無停電電源装置の設置等必要な措置を講じていただきます。また，発電者または需要者が保安等のために必要とする電気については，その容量を明らかにしていただき，21（予備送電サービス）の申込みまたは保安用の発電設備の設置，蓄電池装置の設置等必要な措置を講じていただきます。 (1)　（略） (2)　（略） (3)　（略） (4)　（略） (5)　当社は，接続供給契約（受電地点〔会社間連系点の場合に限ります。〕に係る事項に限ります。）または振替供給契約について，(4)に定める様式以外で当社が指定した方法により契約者に申込みをしていただくことがあります。また，当社は，受給契約等にもとづく会社間連系設備（会社間連系点に至る供給設備をいいます。）の利用に係る事項について，当社が指定した方法により契約者に提出していただくことがあります。この場合，当該申込み方法による申込みに係る託送供給の実施または受給契約等にもとづく会社間連系設備の利用に係る事項の提出にともなって必要となる事項に関する契約（以下「契約者に係る基本契約」といいます。）を当社とあらかじめ締結していただきます。 なお，契約者に係る基本契約の契約期間は，契約者と当社との協議が整った日から１年間とし，契約期間満了に先だって契約内容に変更がない場合は，契約期間満了後も１年ごとに同一条件で継続されるものといたします。 また，契約者に係る基本契約で定める事項について，基本契約書を作成いたします。 (6)　当社は，受給契約等にもとづく会社間連系設備の利用に係る事項について，当社が指定した方法により発電契約者に提出していただくことがあります。この場合，受給契約等にもとづく会社間連系設備の利用に係る事項の提出にともなって必要となる事項に関する契約（以下「発電契約者に係る基本契約」といいます。）を当社とあらかじめ締結していただきます。 なお，発電契約者に係る基本契約の契約期間は，発電契約者と当社との協議が整った日から１年間とし，契約期間満了に先だって契約内容に変更がない場合は，契約期間満了後も１年ごとに同一条件で継続されるものといたします。 また，発電契約者に係る基本契約で定める事項について，基本契約書を作成いたします。 (7)　当社は，受給契約等にもとづく会社間連系設備の利用に係る事項について，当社が指定した方法により需要抑制契約者に提出していただくことがあります。この場合，受給契約等にもとづく会社間連系設備の利用に係る事項の提出にともなって必要となる事項に関する契約（以下「需要抑制契約者に係る基本契約」といいます。）を当社とあらかじめ締結していただきます。 なお，需要抑制契約者に係る基本契約の契約期間は，需要抑制契約者と当社との協議が整った日から１年間とし，契約期間満了に先だって契約内容に変更がない場合は，契約期間満了後も１年ごとに同一条件で継続されるものといたします。 また，需要抑制契約者に係る基本契約で定める事項について，基本契約書を作成いたします。	電契約を希望される場合または需要抑制契約者が新たに需要抑制量調整供給契約を希望される場合は，あらかじめこの約款を承認のうえ，次の手続きにより，契約者から託送供給の申込み，発電契約者から発電量調整供給の申込みまたは需要抑制契約者から需要抑制量調整供給の申込みをしていただきます。 なお，電圧または周波数の変動等によって損害を受けるおそれがある発電者または需要者は，無停電電源装置の設置等必要な措置を講じていただきます。また，発電者または需要者が保安等のために必要とする電気については，その容量を明らかにしていただき，21（予備送電サービス）の申込みまたは保安用の発電設備の設置，蓄電池装置の設置等必要な措置を講じていただきます。 (1)　（略） (2)　（略） (3)　（略） (4)　（略） (5)　当社は，接続供給契約（受電地点〔会社間連系点の場合に限ります。〕に係る事項に限ります。）または振替供給契約について，(4)に定める様式以外で当社が指定した方法により契約者に申込みをしていただくことがあります。また，当社は，受給契約等にもとづく会社間連系設備（会社間連系点に至る供給設備をいいます。）の利用に係る事項について，当社が指定した方法により契約者に提出していただくことがあります。この場合，当該申込み方法による申込みに係る託送供給の実施または受給契約等にもとづく会社間連系設備の利用に係る事項の提出にともなって必要となる事項に関する契約（以下「契約者に係る基本契約」といいます。）を当社とあらかじめ締結していただきます。 なお，契約者に係る基本契約の契約期間は，契約者と当社との協議がととのった日から１年間とし，契約期間満了に先だって契約内容に変更がない場合は，契約期間満了後も１年ごとに同一条件で継続されるものといたします。 また，契約者に係る基本契約で定める事項について，基本契約書を作成いたします。 (6)　当社は，受給契約等にもとづく会社間連系設備の利用に係る事項について，当社が指定した方法により発電契約者に提出していただくことがあります。この場合，受給契約等にもとづく会社間連系設備の利用に係る事項の提出にともなって必要となる事項に関する契約（以下「発電契約者に係る基本契約」といいます。）を当社とあらかじめ締結していただきます。 なお，発電契約者に係る基本契約の契約期間は，発電契約者と当社との協議がととのった日から１年間とし，契約期間満了に先だって契約内容に変更がない場合は，契約期間満了後も１年ごとに同一条件で継続されるものといたします。 また，発電契約者に係る基本契約で定める事項について，基本契約書を作成いたします。 (7)　当社は，受給契約等にもとづく会社間連系設備の利用に係る事項について，当社が指定した方法により需要抑制契約者に提出していただくことがあります。この場合，受給契約等にもとづく会社間連系設備の利用に係る事項の提出にともなって必要となる事項に関する契約（以下「需要抑制契約者に係る基本契約」といいます。）を当社とあらかじめ締結していただきます。 なお，需要抑制契約者に係る基本契約の契約期間は，需要抑制契約者と当社との協議がととのった日から１年間とし，契約期間満了に先だって契約内容に変更がない場合は，契約期間満了後も１年ごとに同一条件で継続されるものといたします。 また，需要抑制契約者に係る基本契約で定める事項について，基本契約書を作成いたします。
15　供給および契約の単位 (1)　（略） (2)　（略） (3)　（略） (4)　発電量調整供給の場合，当社は，原則として，あらかじめ定めた発電場所および発電バランシン	**15　供給および契約の単位** (1)　（略） (2)　（略） (3)　（略） (4)　発電量調整供給の場合，当社は，原則として，あらかじめ定めた発電場所および発電バランシン

旧（令和６年10月１日実施）	新（令和７年４月１日実施）
ググループについて，１発電量調整供給契約を結びます。また，当社は，当社が特定契約を締結している場合（発電契約者が発電者との間で電力受給に関する契約を締結している場合を除きます。）を除き，原則として，あらかじめ定めた発電場所について，１系統連系受電契約を結びます。 なお，低圧の受電地点に係る発電場所および当社または当社の供給区域で事業を営む配電事業者が指定する系統運用上必要な調整機能を有する発電設備等であって別途当社または当社の供給区域で事業を営む配電事業者と調整に関する契約を締結する設備（以下「調整電源」といいます。）に該当する発電場所は，原則として１発電バランシンググループに属するものといたします。この場合，調整電源に該当する発電場所は，原則として発電場所ごとに発電バランシンググループを設定していただきます。 また，再生可能エネルギー発電設備（再生可能エネルギー特別措置法第２条第２項に定める再生可能エネルギー発電設備をいいます。ただし，特定契約により再生可能エネルギー電気を供給する事業に係る発電設備に限ります。）の受電地点に係る発電場所が発電バランシンググループに含まれる場合は，次のとおりといたします。 イ　附則４（発電量調整供給契約についての特別措置［再生可能エネルギー発電設備］）(5)または(6)に該当する場合で，インバランスリスク単価（再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則〔以下「再生可能エネルギー特別措置法施行規則」といいます。〕に定めるインバランスリスクに係る単価をいいます。）が異なる再生可能エネルギー発電設備をあわせて使用されるときは，同一の特定契約に係って受電する電気のみに係る発電バランシンググループ（以下「特例発電バランシンググループ」といいます。）に含まれる再生可能エネルギー発電設備に適用されるインバランスリスク単価が同一となるように特例発電バランシンググループを設定していただきます。 ロ　附則４（発電量調整供給契約についての特別措置［再生可能エネルギー発電設備］）(5)の適用を受ける再生可能エネルギー発電設備の受電地点に係る発電場所は，原則として発電量調整受電計画差対応補給電力料金単価等が異なる複数のバランシンググループに属することはできないものといたします。 ハ　当社または特定送配電事業者の再生可能エネルギー電気卸供給約款にもとづき指定した再生可能エネルギー発電設備から電気を調達する場合，当社または特定送配電事業者の再生可能エネルギー電気卸供給約款にもとづき指定した再生可能エネルギー発電設備とそれ以外の再生可能エネルギー発電設備とが共に含まれないように発電バランシンググループを設定していただきます。この場合，再生可能エネルギー電気卸供給約款に係る発電場所は，１発電量調整供給契約に属するものといたします。 (5)　（略）	ググループについて，１発電量調整供給契約を結びます。また，当社は，当社が特定契約を締結している場合（発電契約者が発電者との間で電力受給に関する契約を締結している場合を除きます。）を除き，原則として，あらかじめ定めた発電場所について，１系統連系受電契約を結びます。 なお，低圧の受電地点に係る発電場所および当社または当社の供給区域で事業を営む配電事業者が指定する系統運用上必要な調整機能を有する発電設備等であって別途当社または当社の供給区域で事業を営む配電事業者と調整に関する契約を締結する設備（以下「調整電源」といいます。）に該当する発電場所は，原則として１発電バランシンググループに属するものといたします。この場合，調整電源に該当する発電場所は，原則として発電場所ごとに発電バランシンググループを設定していただきます。 また，再生可能エネルギー発電設備（再生可能エネルギー特別措置法第２条第２項に定める再生可能エネルギー発電設備をいいます。ただし，特定契約により再生可能エネルギー電気を供給する事業に係る発電設備等に限ります。）の受電地点に係る発電場所が発電バランシンググループに含まれる場合は，次のとおりといたします。 イ　附則４（発電量調整供給契約についての特別措置［再生可能エネルギー発電設備］）(5)または(6)に該当する場合で，インバランスリスク単価（再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則〔以下「再生可能エネルギー特別措置法施行規則」といいます。〕に定めるインバランスリスクに係る単価をいいます。）が異なる再生可能エネルギー発電設備をあわせて使用されるときは，同一の特定契約に係って受電する電気のみに係る発電バランシンググループ（以下「特例発電バランシンググループ」といいます。）に含まれる再生可能エネルギー発電設備に適用されるインバランスリスク単価が同一となるように特例発電バランシンググループを設定していただきます。 ロ　附則４（発電量調整供給契約についての特別措置［再生可能エネルギー発電設備］）(5)の適用を受ける再生可能エネルギー発電設備の受電地点に係る発電場所は，原則として発電量調整受電計画差対応補給電力料金単価等が異なる複数のバランシンググループに属することはできないものといたします。 ハ　当社または特定送配電事業者の再生可能エネルギー電気卸供給約款にもとづき指定した再生可能エネルギー発電設備から電気を調達する場合，当社または特定送配電事業者の再生可能エネルギー電気卸供給約款にもとづき指定した再生可能エネルギー発電設備とそれ以外の再生可能エネルギー発電設備とが共に含まれないように発電バランシンググループを設定していただきます。この場合，再生可能エネルギー電気卸供給約款に係る発電場所は，１発電量調整供給契約に属するものといたします。 (5)　（略）
Ⅲ　料　　金 **19　接続送電サービス** (1)　（略） (2)　（略） (3)　（略） (4)　１年間を通じての最大需要電力等が夜間時間に発生する場合の取扱い 高圧または特別高圧で供給する場合で，需要者が昼間時間から夜間時間への負荷移行を行なった結果，１年間を通じての最大需要電力等が夜間時間に発生し，かつ，契約者が標準接続送電サービスまたは時間帯別接続送電サービスの適用を受け，契約者と当社との協議が整ったときのその供給地点の各月の接続送電サービス料金は，(3)によって算定された金額から，イによって算定された金額（以下「ピークシフト割引額」といいます。）を差し引いたものといたします。 イ　ピークシフト割引額	**Ⅲ　料　　金** **19　接続送電サービス** (1)　（略） (2)　（略） (3)　（略） (4)　１年間を通じての最大需要電力等が夜間時間に発生する場合の取扱い 高圧または特別高圧で供給する場合で，需要者が昼間時間から夜間時間への負荷移行を行なった結果，１年間を通じての最大需要電力等が夜間時間に発生し，かつ，契約者が標準接続送電サービスまたは時間帯別接続送電サービスの適用を受け，契約者と当社との協議がととのったときのその供給地点の各月の接続送電サービス料金は，(3)によって算定された金額から，イによって算定された金額（以下「ピークシフト割引額」といいます。）を差し引いたものといたします。 イ　ピークシフト割引額

旧（令和６年10月１日実施）	新（令和７年４月１日実施）
ピークシフト割引額は，１月につき次の式により算定された金額といたします。ただし，まったく電気を使用しない場合（21〔予備送電サービス〕によって電気を使用した場合を除きます。）のピークシフト割引額は，半額といたします。 ピークシフト割引額　＝　次に定める割引単価　×　ハに定めるピークシフト電力	ピークシフト割引額は，１月につき次の式により算定された金額といたします。ただし，まったく電気を使用しない場合（21〔予備送電サービス〕によって電気を使用した場合を除きます。）のピークシフト割引額は，半額といたします。 ピークシフト割引額　＝　次に定める割引単価　×　ハに定めるピークシフト電力
ピークシフト電力１キロワットにつき　高圧で供給する場合　606円85銭 ピークシフト電力１キロワットにつき　特別高圧で供給する場合　401円62銭	ピークシフト電力１キロワットにつき　高圧で供給する場合　606円85銭 ピークシフト電力１キロワットにつき　特別高圧で供給する場合　401円62銭
ロ　昼間時間最大電力 １年間を通じての昼間時間における最大の接続供給電力（以下「昼間時間最大電力」といいます。）は，需要場所における負荷設備および受電設備の内容，１年間を通じての昼間時間における最大の負荷，同一業種の負荷率，操業度等を基準として，契約者と当社との協議~~（分割接続供給の場合は，それぞれの契約者に係る昼間時間最大電力とあわせて，33〔料金の算定〕⑿にもとづき料金の調整を行なうために，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用したときの昼間時間最大電力を双方の契約者と当社との協議によって定めます。）~~により，適用の対象とする供給地点ごとに定めます。ただし，(2)イによって接続送電サービス契約電力を定める場合の昼間時間最大電力は，１年を通じての昼間時間における接続供給電力（分割接続供給の場合は，33〔料金の算定〕⑿にもとづき料金の調整を行なうために，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用したときの接続供給電力は仕訳前の~~接続供給~~電力量によって算定いたします。）の最大値といたします。また，(2)ニによって接続送電サービス契約電力を定める場合で，需要者の発電設備の検査，補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気の供給分以外の供給分について，(2)イに準じて値を定めるときの昼間時間最大電力は，昼間時間における30分ごとの接続供給電力量からその30分の当該電気の使用分（契約者と当社との協議によりあらかじめ定めた方法によって算定いたします。）を差し引いた値を２倍した値~~（分割接続供給の場合は，33〔料金の算定〕⑿にもとづき料金の調整を行なうために，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用したときの昼間時間最大電力は仕訳前の接続供給電力量によって算定いたします。）~~の１年を通じての最大値に，(2)ニで原則として需要者の発電設備の容量を基準として契約者と当社との協議によって定めた値を加えたものといたします。	ロ　昼間時間最大電力 １年間を通じての昼間時間における最大の接続供給電力（以下「昼間時間最大電力」といいます。）は，需要場所における負荷設備および受電設備の内容，１年間を通じての昼間時間における最大の負荷，同一業種の負荷率，操業度等を基準として，契約者と当社との協議により，適用の対象とする供給地点ごとに定めます。また，分割接続供給の場合は，それぞれの契約者に係る昼間時間最大電力とあわせて，33（料金の算定）⑿にもとづき料金の調整を行なうために，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用したときの昼間時間最大電力を双方の契約者と当社との協議によって定めます。ただし，(2)イによって接続送電サービス契約電力を定める場合の昼間時間最大電力は，１年を通じての昼間時間における接続供給電力（分割接続供給の場合は，33〔料金の算定〕⑿にもとづき料金の調整を行なうために，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用したときの接続供給電力は仕訳前の電力量によって算定いたします。）の最大値といたします。また，(2)ニによって接続送電サービス契約電力を定める場合で，需要者の発電設備の検査，補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気の供給分以外の供給分について，(2)イに準じて値を定めるときの昼間時間最大電力は，昼間時間における30分ごとの接続供給電力量（分割接続供給の場合は，33〔料金の算定〕⑿にもとづき料金の調整を行なうために，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用したときの接続供給電力量は仕訳前の電力量といたします。）からその30分の当該電気の使用分（契約者と当社との協議によりあらかじめ定めた方法によって算定いたします。）を差し引いた値を２倍した値の１年を通じての最大値に，(2)ニで原則として需要者の発電設備の容量を基準として契約者と当社との協議によって定めた値を加えたものといたします。
ハ　ピークシフト電力 ピークシフト電力は，需要者の負荷移行により昼間時間から夜間時間に移行された増分電力をいい，適用の対象とする供給地点ごとに，１月につき次のとおり算定いたします。また，分割接続供給の場合は，それぞれの契約者に係るピークシフト電力とあわせて，33（料金の算定）⑿にもとづき料金の調整を行なうために，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用したときのピークシフト電力を，１月につき次のとおり算定いたします。 なお，(2)イによって接続送電サービス契約電力を定める場合は，次の式における適用の対象とする供給地点の接続送電サービス契約電力は，当該供給地点の１年を通じての夜間時間における最大需要電力等といたします。 また，(2)ニによって接続送電サービス契約電力を定める場合で，需要者の発電設備の検査，補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気の供給分以外の供給分について，(2)イに準じて値を定めるときは，次の式における適用の対象とする供給地点の接続送電サービス契約電力は，当該供給地点の夜間時間における30分ごとの接続供給電力量からその30分の当該不足電力の補給にあてるための電気の使用分（契約者と当社	ハ　ピークシフト電力 ピークシフト電力は，需要者の負荷移行により昼間時間から夜間時間に移行された増分電力をいい，適用の対象とする供給地点ごとに，１月につき次のとおり算定いたします。また，分割接続供給の場合は，それぞれの契約者に係るピークシフト電力とあわせて，33（料金の算定）⑿にもとづき料金の調整を行なうために，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用したときのピークシフト電力を，１月につき次のとおり算定いたします。 なお，(2)イによって接続送電サービス契約電力を定める場合は，次の式における適用の対象とする供給地点の接続送電サービス契約電力は，当該供給地点の１年を通じての夜間時間における最大需要電力等といたします。 また，(2)ニによって接続送電サービス契約電力を定める場合で，需要者の発電設備の検査，補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気の供給分以外の供給分について，(2)イに準じて値を定めるときは，次の式における適用の対象とする供給地点の接続送電サービス契約電力は，当該供給地点の夜間時間における30分ごとの接続供給電力量からその30分の当該不足電力の補給にあてるための電気の使用分（契約者と当社

旧（令和６年10月１日実施）	新（令和７年４月１日実施）
との協議によりあらかじめ定めた方法によって算定いたします。）を差し引いた値を２倍した値の１年を通じての最大値に，(2)ニで原則として需要者の発電設備の容量を基準として契約者と当社との協議によって定めた値を加えたものといたします。 ピークシフト電力　＝　適用の対象とする供給地点の接続送電サービス契約電力　－　当該供給地点の昼間時間最大電力 なお，各月の昼間時間における接続供給電力の最大値の実績等から，ピークシフト電力が不適当と認められる場合には，すみやかに昼間時間最大電力を修正のうえ，ピークシフト電力を適正なものに変更していただきます。 ニ　１年間を通じて夜間時間に最大需要電力等が発生しないことが明らかになった場合等については，本取扱いの適用をただちに解消いたします。 なお，それが本取扱い適用後１年に満たない場合は，既に適用したピークシフト割引額の合計金額を本取扱いの適用が解消された月の接続送電サービス料金に加算したものをその月の接続送電サービス料金として算定いたします。 また，この取扱いの適用が解消された後１年に満たない場合は，この取扱いを適用いたしません。	との協議によりあらかじめ定めた方法によって算定いたします。）を差し引いた値を２倍した値の１年を通じての最大値に，(2)ニで原則として需要者の発電設備の容量を基準として契約者と当社との協議によって定めた値を加えたものといたします。 ピークシフト電力　＝　適用の対象とする供給地点の接続送電サービス契約電力　－　当該供給地点の昼間時間最大電力 なお，各月の昼間時間における接続供給電力の最大値の実績等から，ピークシフト電力が不適当と認められる場合には，すみやかに昼間時間最大電力を修正のうえ，ピークシフト電力を適正なものに変更していただきます。 ニ　１年間を通じて夜間時間に最大需要電力等が発生しないことが明らかになった場合等については，本取扱いの適用をただちに解消いたします。 なお，それが本取扱い適用後１年に満たない場合は，既に適用したピークシフト割引額の合計金額を本取扱いの適用が解消された月の接続送電サービス料金に加算したものをその月の接続送電サービス料金として算定いたします。 また，この取扱いの適用が解消された後１年に満たない場合は，この取扱いを適用いたしません。
22　系統連系受電サービス (1)　(略) (2) 系統連系受電課金対象電力 各月の系統連系受電課金対象電力は，次によって受電地点ごとに，発電バランシンググループごとに定めます。 イ　発電場所が１発電バランシンググループに属している場合 (ｲ) 発電設備等に係る供給地点において電灯定額接続送電サービスが適用されている場合 系統連系受電課金対象電力は，同時最大受電電力といたします。 (ﾛ) (ｲ)以外の場合 系統連系受電課金対象電力は，同時最大受電電力から発電設備等に係る供給地点におけるその１月の接続送電サービス契約電力（発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は，１接続送電サービスを適用したときのその１月の接続送電サービス契約電力といたします。）を差し引いた値といたします。ただし，差し引いた値が零を下回る場合の系統連系受電課金対象電力は，零といたします。 ロ　発電場所が複数の発電バランシンググループに属している場合 (ｲ) 発電設備等に係る供給地点において電灯定額接続送電サービスが適用されている場合 発電バランシンググループごとの系統連系受電課金対象電力は，同時最大受電電力を契約受電電力の比であん分してえた値といたします。 (ﾛ) (ｲ)以外の場合 発電バランシンググループごとの系統連系受電課金対象電力は，同時最大受電電力を契約受電電力の比であん分してえた値から，発電設備等に係る供給地点のその１月の接続送電サービス契約電力（発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は，１接続送電サービスを適用したときのその１月の接続送電サービス契約電力といたします。）を契約受電電力の比であん分してえた値を差し引いた値といたします。ただし，差し引いた値が零を下回る場合の系統連系受電課金対象電力は，零といたします。 ハ　イおよびロにおいて，系統連系受電課金対象電力の算定上，次のものについても接続送電サービス契約電力１キロワットとみなします。 (ｲ) 臨時接続送電サービス契約電力（発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は，１臨時接続送電サービスを適用したときの臨時接続送電サービス契約電力とい	**22　系統連系受電サービス** (1)　(略) (2) 系統連系受電課金対象電力 各月の系統連系受電課金対象電力は，次によって受電地点ごとに，発電バランシンググループごとに定めます。 イ　発電場所が１発電バランシンググループに属している場合 (ｲ) 発電設備等に係る供給地点において電灯定額接続送電サービスが適用されている場合 系統連系受電課金対象電力は，同時最大受電電力といたします。 (ﾛ) (ｲ)以外の場合 系統連系受電課金対象電力は，同時最大受電電力から発電設備等に係る供給地点におけるその１月の接続送電サービス契約電力（発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は，１接続送電サービスを適用したときのその１月の接続送電サービス契約電力といたします。）を差し引いた値といたします。ただし，差し引いた値が零を下回る場合の系統連系受電課金対象電力は，零といたします。 ロ　発電場所が複数の発電バランシンググループに属している場合 (ｲ) 発電設備等に係る供給地点において電灯定額接続送電サービスが適用されている場合 発電バランシンググループごとの系統連系受電課金対象電力は，同時最大受電電力を契約受電電力の比であん分してえた値といたします。 (ﾛ) (ｲ)以外の場合 発電バランシンググループごとの系統連系受電課金対象電力は，同時最大受電電力を契約受電電力の比であん分してえた値から，発電設備等に係る供給地点のその１月の接続送電サービス契約電力（発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は，１接続送電サービスを適用したときのその１月の接続送電サービス契約電力といたします。）を契約受電電力の比であん分してえた値を差し引いた値といたします。ただし，差し引いた値が零を下回る場合の系統連系受電課金対象電力は，零といたします。 ハ　イおよびロにおいて，系統連系受電課金対象電力の算定上，次のものについても接続送電サービス契約電力１キロワットとみなします。 (ｲ) 臨時接続送電サービス契約電力（発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は，１臨時接続送電サービスを適用したときの臨時接続送電サービス契約電力とい

旧（令和６年10月１日実施）	新（令和７年４月１日実施）
たします。）１キロワット (ﾛ) 電灯標準接続送電サービス，電灯時間帯別接続送電サービス，電灯従量接続送電サービスまたは電灯臨時接続送電サービスにおける契約負荷設備の総容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，各契約負荷設備ごとに別表４〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。ただし，差込口の数と電気機器の数が異なる場合等特別の事情がある場合は，別表７〔契約負荷設備の総容量の算定〕によって総容量を定めます。）1,000ワット (ﾊ) 電灯臨時定額接続送電サービスにおける契約負荷設備の総容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，各契約負荷設備ごとに別表４〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）1,000ボルトアンペア (ﾆ) 附則３（揚水発電設備等が設置された需要場所に接続供給を行なう場合の特別措置）の適用を受けている場合の接続供給課金対象電力（揚水発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は，１接続送電サービスまたは１臨時接続送電サービスを適用したときの接続供給課金対象電力といたします。）１キロワット ただし，(ﾛ)または(ﾊ)によってみなした接続送電サービス契約電力の単位は，最小位までといたします。 (3) （略）	たします。）１キロワット (ﾛ) 電灯標準接続送電サービス，電灯時間帯別接続送電サービス，電灯従量接続送電サービスまたは電灯臨時接続送電サービスにおける契約負荷設備の総容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，各契約負荷設備ごとに別表４〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。ただし，差込口の数と電気機器の数が異なる場合等特別の事情がある場合は，別表７〔契約負荷設備の総容量の算定〕によって総容量を定めます。）1,000ワット (ﾊ) 電灯臨時定額接続送電サービスにおける契約負荷設備の総容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，各契約負荷設備ごとに別表４〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）1,000ボルトアンペア (ﾆ) 附則３（揚水発電設備等が設置された需要場所に接続供給を行なう場合の特別措置）の適用を受けている場合の接続供給課金対象電力（揚水発電設備または蓄電池〔以下「揚水発電設備等」といいます。〕に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は，１接続送電サービスまたは１臨時接続送電サービスを適用したときの接続供給課金対象電力といたします。）１キロワット ただし，(ﾛ)または(ﾊ)によってみなした接続送電サービス契約電力の単位は，最小位までといたします。 (3) （略）
Ⅴ 供 給 **39 給電指令の実施等** (1) （略） (2) （略） (3) （略） (4) （略） (5) （略） ~~(6) 当社は，(2)イ，ロ，ニ，ホ，ヘまたは(3)によって，発電者の発電もしくは放電を制限し，または中止した場合には，次の割引を行ない料金を算定いたします。ただし，その原因が契約者，発電契約者，発電者または需要者の責めとなる理由による場合，(2)ロの場合で，発電契約者もしくは発電者と当社が事前に調整を行なった計画的な作業（電力広域的運営推進機関送配電等業務指針の定めによって調整を行なった作業に限ります。）による制限もしくは中止のときその他あらかじめ発電者の発電もしくは放電を制限し，または中止することが明らかな場合または(2)への場合（低圧で受電する場合を含みます。）で，電気の需給上必要となった制限もしくは中止のときは，その部分については割引いたしません。~~ ~~イ 低圧で受電する場合または高圧で受電する場合で，同時最大受電電力が500キロワット未満となるとき。~~ ~~(ｲ) 割 引 の 対 象~~ ~~当該受電地点の系統連系受電サービスの基本料金から系統設備効率化割引額を差し引いた金額といたします。ただし，33（料金の算定）(1)イ，ハ，ニ，トまたはチの場合は，制限または中止の日における契約内容に応じて算定される１月の金額といたします。~~ ~~(ﾛ) 割 引 率~~ ~~１月中の制限し，または中止した延べ日数１日ごとに４パーセントといたします。~~ ~~(ﾊ) 制限または中止延べ日数の計算~~ ~~延べ日数は，１日のうち延べ１時間以上制限し，または中止した日を１日として計算いたします。~~	**Ⅴ 供 給** **39 給電指令の実施等** (1) （略） (2) （略） (3) （略） (4) （略） (5) （略）

旧（令和６年10月１日実施）	新（令和７年４月１日実施）
~~ロ　高圧で受電する場合で，同時最大受電電力が500キロワット以上となるときまたは特別高圧で受電する場合~~ ~~(ｲ) 割 引 の 対 象~~ ~~当該受電地点の系統連系受電サービスの基本料金から系統設備効率化割引額を差し引いた金額といたします。ただし，33（料金の算定）(1)イ，ハ，ニ，トまたはチの場合は，制限または中止の日における契約内容に応じて算定される１月の金額といたします。~~ ~~(ﾛ) 割　　引　　率~~ ~~１月中の制限し，または中止した延べ時間数１時間ごとに0.2パーセントといたします。~~ ~~(ﾊ) 制限または中止延べ時間数の計算~~ ~~延べ時間数は，１回10分以上の制限または中止の延べ時間とし，１時間未満の端数を生じた場合は，30分以上は切り上げ，30分未満は切り捨てます。~~ ~~なお，制限時間については，次の算式によって修正したうえで合計いたします。~~ ~~（算　　式）~~ ~~ａ　発電量調整受電電力を制限した場合~~ ~~H’＝　H×（D－d）／D~~ ~~H’＝　修正時間~~ ~~H　＝　制限時間~~ ~~D　＝　当該受電地点の同時最大受電電力~~ ~~d　＝　制限時間中の当該受電地点の発電量調整受電電力の最大値~~ ~~ｂ　発電量調整受電電力量を制限した場合~~ ~~H’＝　H×（A－B）／A~~ ~~H’＝　修正時間~~ ~~H　＝　制限時間~~ ~~A　＝　制限指定時間中の当該受電地点の基準となる電力量~~ ~~B　＝　制限時間中の当該受電地点の発電量調整受電電力量~~ ~~ｃ　発電量調整受電電力および発電量調整受電電力量を同時に制限した時間については，ａによる修正時間またはｂによる修正時間のいずれか大きいものによります。~~ ~~(7) (6)による延べ日数または延べ時間数を計算する場合には，電気工作物の保守または増強のための工事の必要上当社が発電者に３日前までにお知らせして行なう制限または中止は，１月につき１日を限って計算に入れません。~~ (~~8~~) 当社は，(2)または(3)によって，需要者の電気の使用を制限し，または中止した場合，これにともなう料金の減額は行ないません。 (~~9~~) 予備送電サービスの使用を制限し，または中止した場合，これにともなう料金の減額は行ないません。 (~~10~~) 当社は，(2)イの場合で，発電量調整供給に係る発電設備等に対してＮ－１電制を実施したときは，これにより生じた小売電気事業，特定送配電事業または自己等への電気の供給の用に供する電気の不足電力量（以下「Ｎ－１電制時調達不足電力量」といいます。）の調達に要した費用の実費相当額に，Ｎ－１電制が実施された発電設備等を再度起動するために要した燃料費等の費用の実費を加えた金額から，Ｎ－１電制が実施されなかったとしたときにその発電設備等がＮ－１電制時調達不足電力量を発電または放電するのに要したであろう費用に相当する金額を差し引いた金額について，電力広域的運営推進機関が認める範囲においてＮ－１電制オペレーション費用として発電契約者にお支払いいたします。	(6) 当社は，(2)または(3)によって，発電者の発電もしくは放電または需要者の電気の使用を制限し，または中止した場合，これにともなう料金の減額は行ないません。 (7) 予備送電サービスの使用を制限し，または中止した場合，これにともなう料金の減額は行ないません。 (8) 当社は，(2)イの場合で，発電量調整供給に係る発電設備等に対してＮ－１電制を実施したときは，これにより生じた小売電気事業，特定送配電事業または自己等への電気の供給の用に供する電気の不足電力量（以下「Ｎ－１電制時調達不足電力量」といいます。）の調達に要した費用の実費相当額に，Ｎ－１電制が実施された発電設備等を再度起動するために要した燃料費等の費用の実費を加えた金額から，Ｎ－１電制が実施されなかったとしたときにその発電設備等がＮ－１電制時調達不足電力量を発電または放電するのに要したであろう費用に相当する金額を差し引いた金額について，電力広域的運営推進機関が認める範囲においてＮ－１電制オペレーション費用として発電契約者にお支払いいたします。
Ⅵ　契約の変更および終了 **51　契 約 の 変 更**	**Ⅵ　契約の変更および終了** **51　契 約 の 変 更**

旧（令和６年 10 月１日実施）	新（令和７年４月１日実施）
(1)　(略) (2)　(略) (3)　(略) (4)　(略) (5)　(略)	(1)　(略) (2)　(略) (3)　(略) (4)　(略) (5)　(略) (6)　混雑緩和希望者提起による系統増強プロセス（以下「混雑緩和プロセス」といいます。）により供給設備の変更を希望される場合で，発電契約者が発電量調整供給契約を変更するときの(1)による発電量調整供給契約の変更は，次のとおりといたします。 イ　事前照会の申込み (ｲ) 発電契約者は，混雑緩和プロセスの概要検討（以下「概要検討」といいます。）の申込みに先だち，当社所定の様式により，混雑緩和プロセスの事前照会（以下「事前照会」といいます。）の申込みをしていただきます。 (ﾛ) 当社は，原則として事前照会の申込みから２月以内に検討結果をお知らせいたします。 ロ　概要検討の申込み (ｲ) 発電契約者は，混雑緩和プロセス開始の申込みに先だち，当社所定の様式により，イ(ﾛ)の検討結果をお知らせした日から２月以内に概要検討の申込みをしていただきます。 (ﾛ) 当社は，原則として概要検討の申込みから３月以内に検討結果をお知らせいたします。 (ﾊ) 当社は，１受電地点１検討につき22万円を調査料として，概要検討の申込み時に発電契約者から申し受けます。 ハ　混雑緩和プロセス開始の申込み 発電契約者が混雑緩和プロセスを希望される場合で，電力広域的運営推進機関送配電等業務指針に定める混雑緩和プロセスに関する保証金（以下「混雑緩和プロセスに関する保証金」といい，その金額は電力広域的運営推進機関業務規程に定める方法により算定いたします。）を要するときは，混雑緩和プロセスに関する保証金をお支払いいただき，ロ(ﾛ)の検討結果をお知らせした日から１月以内に混雑緩和プロセス開始の申込みをしていただきます。 なお，発電契約者が追加混雑緩和希望者の募集が開始された混雑緩和プロセスへ参加を希望される場合で，混雑緩和プロセスに関する保証金を要するときは，混雑緩和プロセスに関する保証金をお支払いいただき，募集開始日から２月以内に応募をしていただきます。 また，混雑緩和プロセスにもとづき工事費負担金補償金を定める場合は，当社と工事費負担金の補償に関する契約を締結していただきます。
54　供給開始後の契約の消滅または変更にともなう料金および工事費の精算 (1) 次の場合には，当社は，接続供給契約の消滅または変更の日に料金および工事費を契約者に，発電量調整供給契約の消滅または変更の日に料金および工事費を発電契約者に，それぞれ精算していただきます。 なお，この場合は，受電地点または供給地点ごとに精算するものといたします。ただし，分割接続供給の場合は，供給地点に係る接続供給契約ごとに精算するものといたします。 イ　接続供給の場合 (ｲ) 低圧で供給する場合 a　契約者が19（接続送電サービス）(3)イ(ﾛ) a (a)により算定した値または接続送電サービス契約電力を新たに設定し，または増加された後１年に満たないでこれを消滅させる場合は，それまでの期間の接続送電サービス料金について，さかのぼって，新たに設定し，または増加された19（接続送電サービス）(3)イ(ﾛ) a (a)により算定した値または接続送電サービス契約電力分につき，電灯標準接続送電サービス，電灯時間帯別接続送電サービスまたは電灯従量接続送電サービスの適用を受けていた場合は該当料金の10パーセントを割増ししたものを適用し，動力標準接続送電サービス，動力時間帯別接続送電サービスまたは動力従量接続	**54　供給開始後の契約の消滅または変更にともなう料金および工事費の精算** (1) 次の場合には，当社は，接続供給契約の消滅または変更の日に料金および工事費を契約者に，発電量調整供給契約の消滅または変更の日に料金および工事費を発電契約者に，それぞれ精算していただきます。 なお，この場合は，受電地点または供給地点ごとに精算するものといたします。ただし，分割接続供給の場合は，供給地点に係る接続供給契約ごとに精算するものといたします。 イ　接続供給の場合 (ｲ) 低圧で供給する場合 a　契約者が19（接続送電サービス）(3)イ(ﾛ) a (a)により算定した値または接続送電サービス契約電力を新たに設定し，または増加された後１年に満たないでこれを消滅させる場合は，それまでの期間の接続送電サービス料金について，さかのぼって，新たに設定し，または増加された19（接続送電サービス）(3)イ(ﾛ) a (a)により算定した値または接続送電サービス契約電力分につき，電灯標準接続送電サービス，電灯時間帯別接続送電サービスまたは電灯従量接続送電サービスの適用を受けていた場合は該当料金の10パーセントを割増ししたものを適用し，動力標準接続送電サービス，動力時間帯別接続送電サービスまたは動力従量接続

旧（令和６年10月１日実施）	新（令和７年４月１日実施）
送電サービスの適用を受けていた場合は該当料金の20パーセントを割増ししたものを適用いたします。 また，当社は，契約者が19（接続送電サービス）(3)イ(ﾛ) a (a)により算定した値または接続送電サービス契約電力を新たに設定し，または増加されたことにともない新たに施設した供給設備について，72（臨時工事費）の臨時工事費として算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額を~~申し受けます~~。 なお，増加後に消滅させる場合には，それぞれの接続供給電力量は，19（接続送電サービス）(3)イ(ﾛ) a (a)により算定した値または接続送電サービス契約電力の増加分と残余分の比であん分したものといたします。	送電サービスの適用を受けていた場合は該当料金の20パーセントを割増ししたものを適用いたします。 また，当社は，契約者が19（接続送電サービス）(3)イ(ﾛ) a (a)により算定した値または接続送電サービス契約電力を新たに設定し，または増加されたことにともない新たに施設した供給設備について，72（臨時工事費）の臨時工事費として算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額を精算いたします。 なお，増加後に消滅させる場合には，それぞれの接続供給電力量は，19（接続送電サービス）(3)イ(ﾛ) a (a)により算定した値または接続送電サービス契約電力の増加分と残余分の比であん分したものといたします。
b　契約者が19（接続送電サービス）(3)イ(ﾛ) a (a)により算定した値または接続送電サービス契約電力を新たに設定し，または増加された後１年に満たないでこれを減少しようとされる場合は，それまでの期間の接続送電サービス料金について，さかのぼって，減少される19（接続送電サービス）(3)イ(ﾛ) a (a)により算定した値または接続送電サービス契約電力分につき，電灯標準接続送電サービス，電灯時間帯別接続送電サービスまたは電灯従量接続送電サービスの適用を受けていた場合は該当料金の10パーセントを割増ししたものを適用し，動力標準接続送電サービス，動力時間帯別接続送電サービスまたは動力従量接続送電サービスの適用を受けていた場合は該当料金の20パーセントを割増ししたものを適用いたします。 また，当社の供給設備のうち19（接続送電サービス）(3)イ(ﾛ) a (a)により算定した値または接続送電サービス契約電力の減少に見合う部分について，72（臨時工事費）の臨時工事費として算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額を~~申し受けます~~。 なお，この場合には，それぞれの接続供給電力量は，19（接続送電サービス）(3)イ(ﾛ) a (a)により算定した値または接続送電サービス契約電力の減少分と残余分の比であん分したものといたします。	b　契約者が19（接続送電サービス）(3)イ(ﾛ) a (a)により算定した値または接続送電サービス契約電力を新たに設定し，または増加された後１年に満たないでこれを減少しようとされる場合は，それまでの期間の接続送電サービス料金について，さかのぼって，減少される19（接続送電サービス）(3)イ(ﾛ) a (a)により算定した値または接続送電サービス契約電力分につき，電灯標準接続送電サービス，電灯時間帯別接続送電サービスまたは電灯従量接続送電サービスの適用を受けていた場合は該当料金の10パーセントを割増ししたものを適用し，動力標準接続送電サービス，動力時間帯別接続送電サービスまたは動力従量接続送電サービスの適用を受けていた場合は該当料金の20パーセントを割増ししたものを適用いたします。 また，当社の供給設備のうち19（接続送電サービス）(3)イ(ﾛ) a (a)により算定した値または接続送電サービス契約電力の減少に見合う部分について，72（臨時工事費）の臨時工事費として算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額を精算いたします。 なお，この場合には，それぞれの接続供給電力量は，19（接続送電サービス）(3)イ(ﾛ) a (a)により算定した値または接続送電サービス契約電力の減少分と残余分の比であん分したものといたします。
c　当社が将来の需要等を考慮して供給設備を常置する場合は，ａおよびｂにかかわらず精算いたしません。	c　当社が将来の需要等を考慮して供給設備を常置する場合は，ａおよびｂにかかわらず精算いたしません。
d　電灯定額接続送電サービスの適用を受ける場合の料金および工事費の精算は，ａ，ｂおよびｃに準ずるものといたします。	d　電灯定額接続送電サービスの適用を受ける場合の料金および工事費の精算は，ａ，ｂおよびｃに準ずるものといたします。
(ﾛ) 高圧または特別高圧で供給する場合	(ﾛ) 高圧または特別高圧で供給する場合
a　契約者が接続送電サービス契約電力または予備送電サービス契約電力を新たに設定し，または増加された後１年に満たないでこれを消滅させる場合は，それまでの期間の接続送電サービス料金または予備送電サービス料金について，さかのぼって，新たに設定し，または増加された契約電力分につき該当料金の20パーセントを割増ししたものを適用いたします。また，当社は，契約者が接続送電サービス契約電力を新たに設定し，または増加されたことにともない新たに施設した供給設備について，72（臨時工事費）の臨時工事費として算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額を~~申し受けます。~~ なお，増加後に消滅させる場合には，それぞれの接続供給電力量は，接続送電サービス契約電力の増加分と残余分の比であん分したものといたします。	a　契約者が接続送電サービス契約電力または予備送電サービス契約電力を新たに設定し，または増加された後１年に満たないでこれを消滅させる場合は，それまでの期間の接続送電サービス料金または予備送電サービス料金について，さかのぼって，新たに設定し，または増加された契約電力分につき該当料金の20パーセントを割増ししたものを適用いたします。また，当社は，契約者が接続送電サービス契約電力または予備送電サービス契約電力を新たに設定し，または増加されたことにともない新たに施設した供給設備について，72（臨時工事費）の臨時工事費として算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額を精算いたします。 なお，増加後に消滅させる場合には，それぞれの接続供給電力量は，接続送電サービス契約電力の増加分と残余分の比であん分したものといたします。
b　契約者が接続送電サービス契約電力または予備送電サービス契約電力を新たに設定し，または増加された後１年に満たないでこれを減少しようとされる場合は，それまでの期間の接続送電サービス料金または予備送電サービス料金について，さかのぼって，減少契約電力分につき該当料金の20パーセントを割増ししたものを適用いたします。また，当社の供給設備のうち接続送電サービス契約電力または予備送電サービス契約電力の減少に見合う部分について，72（臨時工事費）の臨時工事費として算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額を~~申し受けます~~。	b　契約者が接続送電サービス契約電力または予備送電サービス契約電力を新たに設定し，または増加された後１年に満たないでこれを減少しようとされる場合は，それまでの期間の接続送電サービス料金または予備送電サービス料金について，さかのぼって，減少契約電力分につき該当料金の20パーセントを割増ししたものを適用いたします。また，当社の供給設備のうち接続送電サービス契約電力または予備送電サービス契約電力の減少に見合う部分について，72（臨時工事費）の臨時工事費として算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額を精算いたします。

旧（令和６年10月１日実施）	新（令和７年４月１日実施）
なお，この場合には，それぞれの接続供給電力量は，接続送電サービス契約電力の減少分と残余分の比であん分したものといたします。 c　分割接続供給の場合は，ａおよびｂにかかわらず，次のとおりといたします。 (a) 契約者が，１供給地点につき，１接続送電サービスまたは１予備送電サービスを適用した場合の接続送電サービス契約電力または予備送電サービス契約電力を新たに設定し，または増加された後１年に満たないでこれを消滅させる場合は，それまでの期間の双方の契約者に係る接続送電サービス料金または予備送電サービス料金および１供給地点につき，１接続送電サービスまたは１予備送電サービスを適用した場合の接続送電サービス料金または予備送電サービス料金について，さかのぼって，新たに設定し，または増加された契約電力分につき該当料金の20パーセントを割増ししたものを適用いたします。また，当社は，契約者が，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービス契約電力を新たに設定し，または増加されたことにともない新たに施設した供給設備について，72（臨時工事費）の臨時工事費として算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額を，双方の契約者と当社との協議によって，一方または双方の契約者~~から申し受けます~~。 なお，増加後に消滅させる場合には，それぞれの接続供給電力量は，接続送電サービス契約電力の増加分と残余分の比であん分したものといたします。 (b) 契約者が，１供給地点につき，１接続送電サービスまたは１予備送電サービスを適用した場合の接続送電サービス契約電力または予備送電サービス契約電力を新たに設定し，または増加された後１年に満たないでこれを減少しようとされる場合は，それまでの期間の双方の契約者に係る接続送電サービス料金または予備送電サービス料金および１供給地点につき，１接続送電サービスまたは１予備送電サービスを適用した場合の接続送電サービス料金または予備送電サービス料金について，さかのぼって，減少契約電力分につき該当料金の20パーセントを割増ししたものを適用いたします。また，当社の供給設備のうち，１供給地点につき，１接続送電サービスまたは１予備送電サービスを適用した場合の接続送電サービス契約電力または予備送電サービス契約電力の減少に見合う部分について，72（臨時工事費）の臨時工事費として算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額を，双方の契約者と当社との協議によって，一方または双方の契約者~~から申し受けます~~。 なお，この場合には，それぞれの接続供給電力量は，接続送電サービス契約電力の減少分と残余分の比であん分したものといたします。 (c) (a)または(b)で料金の精算を行なう場合で，それぞれの契約者に係る接続送電サービス料金の合計と，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービス料金との間に差が生ずるときは，33（料金の算定）(12)に準じて接続送電サービス料金の調整を行ない，それぞれの契約者に係る予備送電サービス料金の合計と，１供給地点につき，１予備送電サービスを適用した場合の予備送電サービス料金との間に差が生ずるときは，33（料金の算定）(14)に準じて予備送電サービス料金の調整を行ないます。 (ハ) 19（接続送電サービス）(2)イ(イ)によって接続送電サービス契約電力を定める契約者（19〔接続送電サービス〕(2)ニで需要者の発電設備の検査，補修または事故〔停電による停止等を含みます。〕により生じた不足電力の補給にあてるための電気の供給分以外の供給分について，19〔接続送電サービス〕(2)イ(イ)に準じて定める契約者を含みます。）が，需要場所における受電設備等を新たに設定し，または需要場所における受電設備の総容量等を増加された日以降１年に満たないで接続送電サービス契約電力を消滅させ，または19（接続送電サービス）(2)イ(イ) ｃにより接続送電サービス契約電力を減少しようとされる場合は，(イ)または(ロ)に準ずるものといたします。この場合，(イ)または(ロ)にいう接続送電サービス契約電力を新たに設定するとは，需要場所における受電設備等を新たに設定することとし，接続送電サービス契約電力	なお，この場合には，それぞれの接続供給電力量は，接続送電サービス契約電力の減少分と残余分の比であん分したものといたします。 c　分割接続供給の場合は，ａおよびｂにかかわらず，次のとおりといたします。 (a) 契約者が，１供給地点につき，１接続送電サービスまたは１予備送電サービスを適用した場合の接続送電サービス契約電力または予備送電サービス契約電力を新たに設定し，または増加された後１年に満たないでこれを消滅させる場合は，それまでの期間の双方の契約者に係る接続送電サービス料金または予備送電サービス料金および１供給地点につき，１接続送電サービスまたは１予備送電サービスを適用した場合の接続送電サービス料金または予備送電サービス料金について，さかのぼって，新たに設定し，または増加された契約電力分につき該当料金の20パーセントを割増ししたものを適用いたします。また，当社は，契約者が，１供給地点につき，１接続送電サービス<u>または１予備送電サービス</u>を適用した場合の接続送電サービス契約電力<u>または予備送電サービス契約電力</u>を新たに設定し，または増加されたことにともない新たに施設した供給設備について，72（臨時工事費）の臨時工事費として算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額を，双方の契約者と当社との協議によって，一方または双方の契約者<u>と精算いたします</u>。 なお，増加後に消滅させる場合には，それぞれの接続供給電力量は，接続送電サービス契約電力の増加分と残余分の比であん分したものといたします。 (b) 契約者が，１供給地点につき，１接続送電サービスまたは１予備送電サービスを適用した場合の接続送電サービス契約電力または予備送電サービス契約電力を新たに設定し，または増加された後１年に満たないでこれを減少しようとされる場合は，それまでの期間の双方の契約者に係る接続送電サービス料金または予備送電サービス料金および１供給地点につき，１接続送電サービスまたは１予備送電サービスを適用した場合の接続送電サービス料金または予備送電サービス料金について，さかのぼって，減少契約電力分につき該当料金の20パーセントを割増ししたものを適用いたします。また，当社の供給設備のうち，１供給地点につき，１接続送電サービスまたは１予備送電サービスを適用した場合の接続送電サービス契約電力または予備送電サービス契約電力の減少に見合う部分について，72（臨時工事費）の臨時工事費として算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額を，双方の契約者と当社との協議によって，一方または双方の契約者<u>と精算いたします</u>。 なお，この場合には，それぞれの接続供給電力量は，接続送電サービス契約電力の減少分と残余分の比であん分したものといたします。 (c) (a)または(b)で料金の精算を行なう場合で，それぞれの契約者に係る接続送電サービス料金の合計と，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービス料金との間に差が生ずるときは，33（料金の算定）(12)に準じて接続送電サービス料金の調整を行ない，それぞれの契約者に係る予備送電サービス料金の合計と，１供給地点につき，１予備送電サービスを適用した場合の予備送電サービス料金との間に差が生ずるときは，33（料金の算定）(14)に準じて予備送電サービス料金の調整を行ないます。 (ハ) 19（接続送電サービス）(2)イ(イ)によって接続送電サービス契約電力を定める契約者（19〔接続送電サービス〕(2)ニで需要者の発電設備の検査，補修または事故〔停電による停止等を含みます。〕により生じた不足電力の補給にあてるための電気の供給分以外の供給分について，19〔接続送電サービス〕(2)イ(イ)に準じて定める契約者を含みます。）が，需要場所における受電設備等を新たに設定し，または需要場所における受電設備の総容量等を増加された日以降１年に満たないで接続送電サービス契約電力を消滅させ，または19（接続送電サービス）(2)イ(イ) ｃにより接続送電サービス契約電力を減少しようとされる場合は，(イ)または(ロ)に準ずるものといたします。この場合，(イ)または(ロ)にいう接続送電サービス契約電力を新たに設定するとは，需要場所における受電設備等を新たに設定することとし，接続送電サービス契約電力

旧（令和６年10月１日実施）	新（令和７年４月１日実施）
を増加するとは，需要場所における受電設備の総容量等を増加することとし，接続送電サービス契約電力を減少するとは，19（接続送電サービス）(2)イ(ｲ)ｃにより接続送電サービス契約電力を減少することといたします。 ロ　発電量調整供給の場合 (ｲ) 発電契約者が契約受電電力，同時最大受電電力または予備送電サービス契約電力を新たに設定し，または増加された後１年に満たないでこれを消滅させる場合は，新たに施設した当社の供給設備を撤去する場合の諸工費から，その撤去後の資材の残存価額を差し引いた金額を申し受けます。 (ﾛ) 発電契約者が契約受電電力，同時最大受電電力または予備送電サービス契約電力を新たに設定し，または増加された後１年に満たないでこれを減少しようとされる場合は，当社の供給設備のうち契約受電電力，同時最大受電電力または予備送電サービス契約電力の減少に見合う部分について，新たに施設した当社の供給設備を撤去する場合の諸工費から，その撤去後の資材の残存価額を差し引いた金額を申し受けます。 (2)　(略) (3)　(略)	を増加するとは，需要場所における受電設備の総容量等を増加することとし，接続送電サービス契約電力を減少するとは，19（接続送電サービス）(2)イ(ｲ)ｃにより接続送電サービス契約電力を減少することといたします。 ロ　発電量調整供給の場合 (ｲ) 発電契約者が契約受電電力，同時最大受電電力または予備送電サービス契約電力を新たに設定し，または増加された後１年に満たないでこれを消滅させる場合は，新たに施設した当社の供給設備を撤去する場合の諸工費から，その撤去後の資材の残存価額を差し引いた金額を申し受けます。 (ﾛ) 発電契約者が契約受電電力，同時最大受電電力または予備送電サービス契約電力を新たに設定し，または増加された後１年に満たないでこれを減少しようとされる場合は，当社の供給設備のうち契約受電電力，同時最大受電電力または予備送電サービス契約電力の減少に見合う部分について，新たに施設した当社の供給設備を撤去する場合の諸工費から，その撤去後の資材の残存価額を差し引いた金額を申し受けます。 (2)　(略) (3)　(略)
55　解　　約　　等 (1)　(略) (2)　(略) (3)　(略) (4)　(略) (5)　(略) (6)　発電量調整供給契約または系統連系受電契約の場合で，発電量調整供給契約または系統連系受電契約を締結している発電場所と同一の場所である需要場所において締結している接続供給契約（発電設備等に係る供給地点の接続供給契約に限ります。）が(1)によって解約されたときは，発電契約者または発電者からの申出がない場合であっても，当社は，当該発電場所に係る発電量調整供給を終了させるための処置を行ないます。 この場合，当社が当該発電場所に係る発電量調整供給を終了させるための処置を行なった日に発電量調整供給契約および系統連系受電契約は変更され，または消滅するものといたします。	**55　解　　約　　等** (1)　(略) (2)　(略) (3)　(略) (4)　(略) (5)　(略) (6)　発電量調整供給契約または系統連系受電契約の場合で，発電量調整供給契約または系統連系受電契約を締結している発電場所と同一の場所である需要場所において締結している接続供給契約（発電設備等に係る供給地点の接続供給契約に限ります。また，分割接続供給の場合は，当該供給地点に係るすべての接続供給契約といたします。）が(1)によって解約されたときは，発電契約者または発電者からの申出がない場合であっても，当社は，当該発電場所に係る発電量調整供給を終了させるための処置を行ないます。 この場合，当社が当該発電場所に係る発電量調整供給を終了させるための処置を行なった日に発電量調整供給契約および系統連系受電契約は変更され，または消滅するものといたします。
Ⅷ　工事費の負担 **66　受電地点への供給設備の工事費負担金** (1)　(略) (2)　(略) (3)　受電地点への供給設備を変更する場合の工事費負担金 イ　発電契約者が契約受電電力または予備送電サービス契約電力の増加にともなわないで，発電契約者の希望によって当該受電地点への供給設備を変更する場合は，62（引込線の接続），63（計量器等の取付け）または64（通信設備等の施設）によって実費相当額を申し受ける場合を除き，当社は，その工事費の全額を工事費負担金として発電契約者から申し受けます。 ~~ロ~~　44（託送供給等にともなう協力）によって受電地点への供給設備を新たに施設または変更する場合には，当社は，その工事費の全額を工事費負担金として発電契約者から申し受けます。 (4)　(略)	**Ⅷ　工事費の負担** **66　受電地点への供給設備の工事費負担金** (1)　(略) (2)　(略) (3)　受電地点への供給設備を変更する場合の工事費負担金 イ　発電契約者が契約受電電力または予備送電サービス契約電力の増加にともなわないで，発電契約者の希望によって当該受電地点への供給設備を変更する場合は，62（引込線の接続），63（計量器等の取付け）または64（通信設備等の施設）によって実費相当額を申し受ける場合を除き，当社は，その工事費の全額を工事費負担金として発電契約者から申し受けます。 ロ　混雑緩和プロセスにより供給設備を変更する場合は，イにかかわらず，その工事費のうち，発電等設備の設置に伴う電力系統の増強及び事業者の費用負担等の在り方に関する指針にもとづき算定した金額を工事費負担金として発電契約者から申し受けます。 ハ　44（託送供給等にともなう協力）によって受電地点への供給設備を新たに施設または変更する場合には，当社は，その工事費の全額を工事費負担金として発電契約者から申し受けます。 (4)　(略)

旧（令和６年10月１日実施）	新（令和７年４月１日実施）
(5)　(略)	(5)　(略)
(6)　(略)	(6)　(略)
(7)　(略)	(7)　(略)
69　供給地点への供給設備の工事費負担金 (1) 供給側接続設備の工事費負担金 イ　低圧または高圧で供給する場合 (ｲ) 契約者が新たに接続供給を開始し，または接続送電サービス契約電力等を増加される場合（新たに接続供給を開始される場合で，当該接続供給を開始される前から引き続き当社の供給設備を利用され，かつ，下位の供給電圧に変更されるときを除きます。）で，これにともない新たに施設される供給側接続設備（専用供給設備および予備供給設備を除きます。）の工事こう長が架空の場合は1,000メートル，地中の場合は150メートルをこえるときには，当社は，その超過こう長に次の金額を乗じてえた金額を工事費負担金として契約者から申し受けます。この場合，工事費負担金は，供給地点ごとに算定いたします。	**69　供給地点への供給設備の工事費負担金** (1) 供給側接続設備の工事費負担金 イ　低圧または高圧で供給する場合 (ｲ) 契約者が新たに接続供給を開始し，または接続送電サービス契約電力等を増加される場合（新たに接続供給を開始される場合で，当該接続供給を開始される前から引き続き当社の供給設備を利用され，かつ，下位の供給電圧に変更されるときを除きます。）で，これにともない新たに施設される供給側接続設備（専用供給設備および予備供給設備を除きます。）の工事こう長が架空の場合は1,000メートル，地中の場合は150メートルをこえるときには，当社は，その超過こう長に次の金額を乗じてえた金額を工事費負担金として契約者から申し受けます。この場合，工事費負担金は，供給地点ごとに算定いたします。

区　　分	単　　位	金　　額
架空供給側接続設備の場合	超過こう長１メートルにつき	3,410円00銭
地中供給側接続設備の場合	超過こう長１メートルにつき	27,170円00銭

区　　分	単　　位	金　　額
架空供給側接続設備の場合	超過こう長１メートルにつき	3,410円00銭
地中供給側接続設備の場合	超過こう長１メートルにつき	27,170円00銭

旧（令和６年10月１日実施）	新（令和７年４月１日実施）
なお，張替えまたは添架を行なう場合は，架空供給側接続設備についてはその工事こう長の60パーセント，地中供給側接続設備についてはその工事こう長の20パーセントに相当する値を新たに施設される供給側接続設備の工事こう長とみなします。	なお，張替えまたは添架を行なう場合は，架空供給側接続設備についてはその工事こう長の60パーセント，地中供給側接続設備についてはその工事こう長の20パーセントに相当する値を新たに施設される供給側接続設備の工事こう長とみなします。
(ﾛ) ２以上の供給地点に係る供給側接続設備の全部または一部を共用する場合の工事費負担金の算定は，次によります。	(ﾛ) ２以上の供給地点に係る供給側接続設備の全部または一部を共用する場合の工事費負担金の算定は，次によります。
a　２以上の契約者から共同して申込みがあった場合，または契約者から２以上の供給地点について申込みがあり，かつ，一括して算定することを希望される場合の工事費負担金の無償こう長は，(1)イ(ｲ)の無償こう長に供給地点の数を乗じてえた値といたします。	a　２以上の契約者から共同して申込みがあった場合，または契約者から２以上の供給地点について申込みがあり，かつ，一括して算定することを希望される場合の工事費負担金の無償こう長は，(1)イ(ｲ)の無償こう長に供給地点の数を乗じてえた値といたします。
b　２以上の契約者から同時に申込みがあった場合，または契約者から２以上の供給地点について申込みがあり，かつ，一括して算定することを希望されない場合の工事費負担金は，供給地点ごとに算定いたします。この場合，それぞれの供給地点における供給側接続設備の工事こう長については，共用される部分の工事こう長を共用する供給地点の数で除してえた値にその供給地点に係って単独で使用される部分の工事こう長を加えた値を，新たに施設される供給側接続設備の工事こう長といたします。	b　２以上の契約者から同時に申込みがあった場合，または契約者から２以上の供給地点について申込みがあり，かつ，一括して算定することを希望されない場合の工事費負担金は，供給地点ごとに算定いたします。この場合，それぞれの供給地点における供給側接続設備の工事こう長については，共用される部分の工事こう長を共用する供給地点の数で除してえた値にその供給地点に係って単独で使用される部分の工事こう長を加えた値を，新たに施設される供給側接続設備の工事こう長といたします。
(ﾊ) 架空供給側接続設備と地中供給側接続設備とをあわせて施設する場合の(ｲ)の超過こう長は，次により算定いたします。	(ﾊ) 架空供給側接続設備と地中供給側接続設備とをあわせて施設する場合の(ｲ)の超過こう長は，次により算定いたします。
a　地中供給側接続設備の超過こう長は，地中供給側接続設備の工事こう長から地中供給側接続設備の無償こう長を差し引いた値といたします。	a　地中供給側接続設備の超過こう長は，地中供給側接続設備の工事こう長から地中供給側接続設備の無償こう長を差し引いた値といたします。
b　架空供給側接続設備の超過こう長は，架空供給側接続設備の工事こう長といたします。ただし，地中供給側接続設備の工事こう長が地中供給側接続設備の無償こう長を下回る場合は，次によります。	b　架空供給側接続設備の超過こう長は，架空供給側接続設備の工事こう長といたします。ただし，地中供給側接続設備の工事こう長が地中供給側接続設備の無償こう長を下回る場合は，次によります。
架空供給側接続設備の超過こう長	架空供給側接続設備の超過こう長

旧（令和６年10月１日実施）	新（令和７年４月１日実施）

旧：

$$= \text{架空供給側接続設備の工事こう長} - \left(\text{地中供給側接続設備の無償こう長} - \text{地中供給側接続設備の工事こう長} \right) \times \frac{\text{架空供給側接続設備の無償こう長}}{\text{地中供給側接続設備の無償こう長}}$$

新：

$$= \text{架空供給側接続設備の工事こう長} - \left(\text{地中供給側接続設備の無償こう長} - \text{地中供給側接続設備の工事こう長} \right) \times \frac{\text{架空供給側接続設備の無償こう長}}{\text{地中供給側接続設備の無償こう長}}$$

ロ　特別高圧で供給する場合

（ｲ）契約者が新たに接続供給を開始し，または接続送電サービス契約電力を増加される場合（新たに接続供給を開始される場合で，当該接続供給を開始される前から引き続き当社の供給設備を利用され，かつ，下位の供給電圧に変更されるときを除きます。）で，これにともない新たに施設される供給側接続設備（専用供給設備および予備供給設備を除きます。）についてａにより算定される工事費がｂの当社負担額をこえるときには，当社は，その超過額を工事費負担金として契約者から申し受けます。この場合，工事費負担金は，供給地点ごとに算定いたします。

ａ　工　　事　　費

(a) 架空供給側接続設備の場合

（工事こう長100メートル当たり）

新増加接続送電サービス契約電力１キロワットにつき	標準電圧20,000ボルトで供給する場合	605円00銭
	標準電圧60,000ボルトで供給する場合	176円00銭

なお，標準電圧20,000ボルトで当社が供給する場合で，支持物に電柱を使用するときには，その部分の単価は，上表の該当欄の単価の15パーセントといたします。

(b) 地中供給側接続設備の場合

（工事こう長100メートル当たり）

新増加接続送電サービス契約電力１キロワットにつき	標準電圧20,000ボルトで供給する場合	880円00銭
	標準電圧60,000ボルトで供給する場合	572円00銭

なお，張替えを行なう場合には，その部分の単価は，上表の該当欄の単価の20パーセントといたします。

ｂ　当　社　負　担　額

新増加接続送電サービス契約電力１キロワットにつき	5,500円00銭

（ﾛ）契約者が新たに接続供給を開始し，または接続送電サービス契約電力を増加される場合で，使用開始後３年以内の供給設備を利用して当社が供給するときは，新たに利用される部分を新たに施設される供給側接続設備とみなします。

ロ　特別高圧で供給する場合

（ｲ）契約者が新たに接続供給を開始し，または接続送電サービス契約電力を増加される場合（新たに接続供給を開始される場合で，当該接続供給を開始される前から引き続き当社の供給設備を利用され，かつ，下位の供給電圧に変更されるときを除きます。）で，これにともない新たに施設される供給側接続設備（専用供給設備および予備供給設備を除きます。）についてａにより算定される工事費がｂの当社負担額をこえるときには，当社は，その超過額を工事費負担金として契約者から申し受けます。この場合，工事費負担金は，供給地点ごとに算定いたします。

ａ　工　　事　　費

(a) 架空供給側接続設備の場合

（工事こう長100メートル当たり）

新増加接続送電サービス契約電力１キロワットにつき	標準電圧20,000ボルトで供給する場合	605円00銭
	標準電圧60,000ボルトで供給する場合	176円00銭

なお，標準電圧20,000ボルトで当社が供給する場合で，支持物に電柱を使用するときには，その部分の単価は，上表の該当欄の単価の15パーセントといたします。

また，標準電圧20,000ボルトまたは60,000ボルト以外の電圧で当社が供給する場合は，その工事費の全額といたします。

(b) 地中供給側接続設備の場合

（工事こう長100メートル当たり）

新増加接続送電サービス契約電力１キロワットにつき	標準電圧20,000ボルトで供給する場合	880円00銭
	標準電圧60,000ボルトで供給する場合	572円00銭

なお，張替えを行なう場合には，その部分の単価は，上表の該当欄の単価の20パーセントといたします。

また，標準電圧20,000ボルトまたは60,000ボルト以外の電圧で当社が供給する場合は，その工事費の全額といたします。

ｂ　当　社　負　担　額

新増加接続送電サービス契約電力１キロワットにつき	5,500円00銭

（ﾛ）契約者が新たに接続供給を開始し，または接続送電サービス契約電力を増加される場合で，使用開始後３年以内の供給設備を利用して当社が供給するときは，新たに利用される部分を新たに施設される供給側接続設備とみなします。

旧（令和６年10月１日実施）	新（令和７年４月１日実施）
ハ　19（接続送電サービス）(2)ニにより接続送電サービス契約電力を定める供給地点の接続送電サービス契約電力は，この(1)の工事費負担金の算定上，需要者の発電設備の検査，補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気の供給分を含まないものといたします。	ハ　19（接続送電サービス）(2)ニにより接続送電サービス契約電力を定める供給地点の接続送電サービス契約電力は，この(1)の工事費負担金の算定上，需要者の発電設備の検査，補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気の供給分を含まないものといたします。
ニ　次の言葉は，Ⅷ（工事費の負担）の各項においてそれぞれ次の意味で使用いたします。	ニ　次の言葉は，Ⅷ（工事費の負担）の各項においてそれぞれ次の意味で使用いたします。
(ｲ) 供給側接続設備 供給地点への供給の用に供することを主たる目的とする供給設備であって，発電所または変電所の引出口に施設される断路器の供給地点側接続点（送電線路から供給側接続設備を分岐する場合は，送電線路の接続点といたします。）から他の発電所または変電所を経ないで供給地点に至る電線および引込線等をいいます。	(ｲ) 供給側接続設備 供給地点への供給の用に供することを主たる目的とする供給設備であって，発電所または変電所の引出口に施設される断路器の供給地点側接続点（送電線路から供給側接続設備を分岐する場合は，送電線路の接続点といたします。）から他の発電所または変電所を経ないで供給地点に至る電線および引込線等をいいます。
(ﾛ) 供　給　地　点 会社間連系点以外の供給地点をいいます。	(ﾛ) 供　給　地　点 会社間連系点以外の供給地点をいいます。
(ﾊ) 工 事 こ う 長 標準設計にもとづき算定される供給地点から最も近い供給設備までの供給側接続設備のこう長をいい，実際に施設されるこう長とは異なることがあります。 なお，単位は，１メートルとし，その端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。	(ﾊ) 工 事 こ う 長 標準設計にもとづき算定される供給地点から最も近い供給設備までの供給側接続設備のこう長をいい，実際に施設されるこう長とは異なることがあります。 なお，単位は，１メートルとし，その端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。
ホ　低圧で供給する場合，Ⅷ（工事費の負担）の各項において，接続送電サービス契約電力等を増加される場合とは，次の値が増加する場合といたします。	ホ　低圧で供給する場合，Ⅷ（工事費の負担）の各項において，接続送電サービス契約電力等を増加される場合とは，次の値が増加する場合といたします。
(ｲ) 電灯定額接続送電サービス，電灯標準接続送電サービス，電灯時間帯別接続送電サービス，電灯従量接続送電サービス，電灯臨時定額接続送電サービスおよび電灯臨時接続送電サービスの契約負荷設備の総容量	(ｲ) 電灯定額接続送電サービス，電灯標準接続送電サービス，電灯時間帯別接続送電サービス，電灯従量接続送電サービス，電灯臨時定額接続送電サービスおよび電灯臨時接続送電サービスの契約負荷設備の総容量
(ﾛ) 契　約　電　力 なお，19（接続送電サービス）(2)イ(ｲ)によって接続送電サービス契約電力を定める場合で，需要場所における契約負荷設備の総容量等を増加されるときは，接続送電サービス契約電力等を増加されるものとみなします。 また，供給電気方式を交流単相２線式標準電圧100ボルトまたは200ボルトから交流単相３線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトに変更される場合は，接続送電サービス契約電力等を増加されるものとみなします。	(ﾛ) 契　約　電　力 なお，19（接続送電サービス）(2)イ(ｲ)によって接続送電サービス契約電力を定める場合で，需要場所における契約負荷設備の総容量等を増加されるときは，接続送電サービス契約電力等を増加されるものとみなします。 また，供給電気方式を交流単相２線式標準電圧100ボルトまたは200ボルトから交流単相３線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトに変更される場合は，接続送電サービス契約電力等を増加されるものとみなします。
ヘ　高圧で供給する場合で，19（接続送電サービス）(2)イ(ｲ)によって接続送電サービス契約電力を定めるとき（19〔接続送電サービス〕(2)ニで需要者の発電設備の検査，補修または事故〔停電による停止等を含みます。〕により生じた不足電力の補給にあてるための電気の供給分以外の供給分について，19〔接続送電サービス〕(2)イ(ｲ)に準じて定める場合を含みます。）には，Ⅷ（工事費の負担）の各項において，接続送電サービス契約電力等を増加される場合とは，需要場所における受電設備の総容量を増加される場合といたします。	ヘ　高圧で供給する場合で，19（接続送電サービス）(2)イ(ｲ)によって接続送電サービス契約電力を定めるとき（19〔接続送電サービス〕(2)ニで需要者の発電設備の検査，補修または事故〔停電による停止等を含みます。〕により生じた不足電力の補給にあてるための電気の供給分以外の供給分について，19〔接続送電サービス〕(2)イ(ｲ)に準じて定める場合を含みます。）には，Ⅷ（工事費の負担）の各項において，接続送電サービス契約電力等を増加される場合とは，需要場所における受電設備の総容量を増加される場合といたします。
(2)　（略）	(2)　（略）
(3)　（略）	(3)　（略）
(4) 工事費の算定 (2)および(3)の場合の工事費は，次により算定いたします。	(4) 工事費の算定 (2)および(3)の場合の工事費は，次により算定いたします。
イ　工事費は，契約者が標準設計をこえる設計によることを希望される場合を除き，標準設計工事費とし，工事費負担金の対象となる当社の供給設備の工事に要する材料費，工費および諸掛り（測量監督費，諸経費，補償費および建設分担関連費を含みます。）の合計額といたします。 なお，撤去工事がある場合は，その合計額から撤去後の資材の残存価額を差し引いた金額に，撤去する場合の諸工費（諸掛りを含みます。）を加えた金額といたします。 また，算定にあたっては，次のとおりといたします。	イ　工事費は，契約者が標準設計をこえる設計によることを希望される場合を除き，標準設計工事費とし，工事費負担金の対象となる当社の供給設備の工事に要する材料費，工費および諸掛り（測量監督費，諸経費，補償費および建設分担関連費を含みます。）の合計額といたします。 なお，撤去工事がある場合は，その合計額から撤去後の資材の残存価額を差し引いた金額に，撤去する場合の諸工費（諸掛りを含みます。）を加えた金額といたします。 また，算定にあたっては，次のとおりといたします。
(ｲ) 材料費は払出時の単価（電気事業会計規則に定められた方法によって算出した貯蔵品の払出	(ｲ) 材料費は払出時の単価（電気事業会計規則に定められた方法によって算出した貯蔵品の払出

旧（令和６年10月１日実施）	新（令和７年４月１日実施）
単価等をいいます。）によって算定いたします。 (ﾛ) 土地費は，工事費に含みません。ただし，架空供給側接続設備の経過地に当社が地役権を設定する場合は，その設定にともなう費用（地役権の登記に要する費用を除きます。）の50パーセントに相当する金額を工事費に含みます。 (ﾊ) 架空供給側接続設備の経過地に建造物を構築しない等架空供給側接続設備に支障を及ぼさないことを条件とする補償契約を締結する場合は，その線下補償費の50パーセントに相当する金額を工事費に含みます。 (ﾆ) 残地補償費は，補償費と明らかに区分されている場合に限り，工事費に含みます。 (ﾎ) 建設分担関連費は，電気事業会計規則等に定められた電気事業固定資産に振り替えられる範囲に限り，工事費に含みます。 (ﾍ) 契約者の希望により暫定的に利用される供給設備を施設する場合の工事費は，72（臨時工事費）に準じて算定いたします。 ロ　契約者が標準設計をこえる設計によることを希望される場合の工事費は，イに準じて算定いたします。 ハ　低圧または高圧で供給する場合で，(2)イ(ｲ)に該当し，かつ，その工事費を(1)イ(ｲ)に定める超過こう長１メートル当たりの金額にもとづいて算定することが適当と認められるときは，イおよびロにかかわらず，標準設計をこえる設計で施設される供給設備の工事費および標準設計工事費をいずれも(1)イ(ｲ)にもとづいて算定いたします。この場合，超過こう長１メートル当たりの金額を新たに施設される供給側接続設備の全工事こう長に適用して工事費を算定いたします。 ニ　当社が将来の需要を考慮してあらかじめ施設した鉄塔，管路等を利用して供給する場合は，新たに施設される電線路に必要とされる回線数，管路孔数等に応じて次により算定した金額を電線路の工事費に算入いたします。 (ｲ) 鉄塔を利用して電気を供給する場合 $\text{工事費} \times \frac{\text{使用回線数}}{\text{施設回線数}}$ (ﾛ) 管路等を利用して電気を供給する場合 $\text{工事費} \times \frac{\text{使用孔数}}{\text{施設孔数－予備孔数}}$ ホ　当社が特別高圧で供給する電気について，使用開始後３年以内の供給設備を利用する場合は，新たに利用される部分を新たに施設される供給側接続設備とみなします。 なお，この場合の工事費は，(1)ロ(ｲ) a に準じて算定いたします。 ヘ　(2)ロの場合の工事費は，次のとおりといたします。 (ｲ) 高圧で供給する場合 (1)イ(ｲ)に定める超過こう長１メートル当たりの金額にもとづいて算定することが適当と認められる場合は，イまたはロにかかわらず，その工事費を(1)イ(ｲ)にもとづいて算定いたします。この場合，超過こう長１メートル当たりの金額を新たに施設される供給側接続設備の全工事こう長に適用して算定いたします。 (ﾛ) 特別高圧で供給する場合 契約者が標準設計をこえる設計によることを希望される場合を除き，イにかかわらず，(1)ロ(ｲ) a および(ﾛ)によって算定いたします。 なお，21（予備送電サービス）によって当社が供給する場合で，供給側接続設備（専用供給設備および予備供給設備を除きます。）と予備供給設備とをあわせて施設するときの予備供給	単価等をいいます。）によって算定いたします。 (ﾛ) 土地費は，工事費に含みません。ただし，架空供給側接続設備の経過地に当社が地役権を設定する場合は，その設定にともなう費用（地役権の登記に要する費用を除きます。）の50パーセントに相当する金額を工事費に含みます。 (ﾊ) 架空供給側接続設備の経過地に建造物を構築しない等架空供給側接続設備に支障を及ぼさないことを条件とする補償契約を締結する場合は，その線下補償費の50パーセントに相当する金額を工事費に含みます。 (ﾆ) 残地補償費は，補償費と明らかに区分されている場合に限り，工事費に含みます。 (ﾎ) 建設分担関連費は，電気事業会計規則等に定められた電気事業固定資産に振り替えられる範囲に限り，工事費に含みます。 (ﾍ) 契約者の希望により暫定的に利用される供給設備を施設する場合の工事費は，72（臨時工事費）に準じて算定いたします。 ロ　契約者が標準設計をこえる設計によることを希望される場合の工事費は，イに準じて算定いたします。 ハ　低圧または高圧で供給する場合で，(2)イ(ｲ)に該当し，かつ，その工事費を(1)イ(ｲ)に定める超過こう長１メートル当たりの金額にもとづいて算定することが適当と認められるときは，イおよびロにかかわらず，標準設計をこえる設計で施設される供給設備の工事費および標準設計工事費をいずれも(1)イ(ｲ)にもとづいて算定いたします。この場合，超過こう長１メートル当たりの金額を新たに施設される供給側接続設備の全工事こう長に適用して工事費を算定いたします。 ニ　当社が将来の需要を考慮してあらかじめ施設した鉄塔，管路等を利用して供給する場合は，新たに施設される電線路に必要とされる回線数，管路孔数等に応じて次により算定した金額を電線路の工事費に算入いたします。 (ｲ) 鉄塔を利用して電気を供給する場合 $\text{工事費} \times \frac{\text{使用回線数}}{\text{施設回線数}}$ (ﾛ) 管路等を利用して電気を供給する場合 $\text{工事費} \times \frac{\text{使用孔数}}{\text{施設孔数－予備孔数}}$ ホ　当社が特別高圧で供給する電気について，使用開始後３年以内の供給設備を利用する場合は，新たに利用される部分を新たに施設される供給側接続設備とみなします。 なお，この場合の工事費は，(1)ロ(ｲ) a に準じて算定いたします。 ヘ　(2)ロの場合（特別高圧で供給する場合は，標準電圧20,000ボルトまたは60,000ボルトで当社が供給するときに限ります。）の工事費は，次のとおりといたします。 (ｲ) 高圧で供給する場合 (1)イ(ｲ)に定める超過こう長１メートル当たりの金額にもとづいて算定することが適当と認められる場合は，イまたはロにかかわらず，その工事費を(1)イ(ｲ)にもとづいて算定いたします。この場合，超過こう長１メートル当たりの金額を新たに施設される供給側接続設備の全工事こう長に適用して算定いたします。 (ﾛ) 特別高圧で供給する場合 契約者が標準設計をこえる設計によることを希望される場合を除き，イにかかわらず，(1)ロ(ｲ) a および(ﾛ)によって算定いたします。 なお，21（予備送電サービス）によって当社が供給する場合で，供給側接続設備（専用供給設備および予備供給設備を除きます。）と予備供給設備とをあわせて施設するときの予備供給

旧（令和６年 10 月１日実施）	新（令和７年４月１日実施）
設備の工事費は，(1)ロ(ｲ) a の該当欄の単価の20パーセントを適用して算定いたします。 ト　低圧または高圧で供給する場合で，工事費を当社が定める単位当たりの金額にもとづいて算定することが適当と認められるとき（ハおよびヘ(ｲ)の場合を除きます。）は，イまたはロにかかわらず，工事費を当該金額にもとづいて算定いたします。 (5)　（略） (6)　（略）	設備の工事費は，(1)ロ(ｲ) a の該当欄の単価の20パーセントを適用して算定いたします。 ト　低圧または高圧で供給する場合で，工事費を当社が定める単位当たりの金額にもとづいて算定することが適当と認められるとき（ハおよびヘ(ｲ)の場合を除きます。）は，イまたはロにかかわらず，工事費を当該金額にもとづいて算定いたします。 (5)　（略） (6)　（略）
70　工事費負担金の申受けおよび精算 (1)　当社は，工事費負担金を原則として工事着手前に契約者または発電契約者から申し受けます。 なお，９（検討および契約の申込み）(4)にもとづき系統連系保証金を申し受けた場合は，系統連系保証金を工事費負担金に充当いたします。 (2)　（略） (3)　（略） (4)　（略） (5)　（略） (6)　（略）	**70　工事費負担金の申受けおよび精算** (1)　当社は，工事費負担金を原則として工事着手前に契約者または発電契約者から申し受けます。 なお，９（検討および契約の申込み）(4)にもとづき系統連系保証金を申し受けた場合または51（契約の変更）(6)ハにもとづき混雑緩和プロセスに関する保証金を申し受けた場合は，系統連系保証金または混雑緩和プロセスに関する保証金を工事費負担金に充当いたします。 (2)　（略） (3)　（略） (4)　（略） (5)　（略） (6)　（略）
71　供給開始に至らないで契約を廃止または変更される場合の費用の申受け (1)　託送供給開始に至らないで接続供給契約または振替供給契約を廃止または変更される場合 供給設備の一部または全部を施設した後，契約者または需要者の都合によって託送供給の開始に至らないで接続供給契約または振替供給契約を廃止または変更される場合は，当社は，要した費用の実費を契約者から申し受けます。 なお，実際に供給設備の工事を行なわなかった場合であっても，測量監督等に費用を要したときは，その実費を契約者から申し受けます。 また，分割接続供給の場合は，要した費用の実費を双方の契約者と当社との協議のうえ，一方または双方の契約者から申し受けます。 (2)　発電量調整供給開始に至らないで発電量調整供給契約を廃止または変更される場合 供給設備の一部または全部を施設した後，発電契約者または発電者の都合によって発電量調整供給の開始に至らないで発電量調整供給契約を廃止または変更される場合等は，当社は，要した費用の実費を発電契約者から申し受けます。ただし，発電契約者との間で電源接続案件一括検討プロセスにもとづき工事費負担金補償金を定める場合は，供給設備の工事を行なう前であっても，原則としてその金額を発電契約者から申し受けます。 なお，電力広域的運営推進機関送配電等業務指針に定める保証金を返還する事情に該当する場合は，当社は，系統連系保証金をお返しいたします。 また，実際に供給設備の工事を行なわなかった場合であっても，測量監督等に費用を要したときは，その実費を発電契約者から申し受けます。	**71　供給開始に至らないで契約を廃止または変更される場合等の費用の申受け** (1)　託送供給開始に至らないで接続供給契約または振替供給契約を廃止または変更される場合 供給設備の一部または全部を施設した後，契約者または需要者の都合によって託送供給の開始に至らないで接続供給契約または振替供給契約を廃止または変更される場合は，当社は，要した費用の実費を契約者から申し受けます。 なお，実際に供給設備の工事を行なわなかった場合であっても，測量監督等に費用を要したときは，その実費を契約者から申し受けます。 また，分割接続供給の場合は，要した費用の実費を双方の契約者と当社との協議のうえ，一方または双方の契約者から申し受けます。 (2)　発電量調整供給開始に至らないで発電量調整供給契約を廃止または変更される場合 供給設備の一部または全部を施設した後，発電契約者または発電者の都合によって発電量調整供給の開始に至らないで発電量調整供給契約を廃止または変更される場合等は，当社は，要した費用の実費を発電契約者から申し受けます。ただし，発電契約者との間で電源接続案件一括検討プロセスにもとづき工事費負担金補償金を定める場合は，供給設備の工事を行なう前であっても，原則としてその金額を発電契約者から申し受けます。 なお，電力広域的運営推進機関送配電等業務指針に定める保証金を返還する事情に該当する場合は，当社は，系統連系保証金をお返しいたします。 また，実際に供給設備の工事を行なわなかった場合であっても，測量監督等に費用を要したときは，その実費を発電契約者から申し受けます。 (3)　混雑緩和プロセスにともなう供給設備の変更を中止される場合等の費用の申受け 混雑緩和プロセスにともない供給設備の一部または全部を変更した後，発電契約者または発電者の都合によって供給設備の変更を中止される場合等は，当社は，要した費用の実費を発電契約者から申し受けます。ただし，発電契約者との間で混雑緩和プロセスにもとづき工事費負担金補償金を定める場合は，供給設備の工事を行なう前であっても，原則としてその金額を発電契約者から申し受けます。 なお，電力広域的運営推進機関送配電等業務指針に定める混雑緩和プロセスに関する保証金を返還する事情に該当する場合は，当社は，混雑緩和プロセスに関する保証金をお返しいたします。 また，実際に供給設備の工事を行なわなかった場合であっても，測量監督等に費用を要したときは，その実費を発電契約者から申し受けます。

旧（令和６年 10 月１日実施）	新（令和７年４月１日実施）
附　　則	**附　　則**
１　実　施　期　日 この約款は，令和~~６~~年~~10~~月１日から実施いたします。	**１　実　施　期　日** この約款は，令和７年４月１日から実施いたします。
３　揚水発電設備等が設置された需要場所に接続供給を行なう場合の特別措置 (1)に定める適用範囲に該当する接続供給契約で，あらかじめ契約者から申出がある場合は，料金および必要となるその他の供給条件は次のとおりといたします。 (1) 適　用　範　囲 イ　~~揚水発電設備または蓄電池（以下「~~揚水発電設備等~~」といいます。）~~が設置された需要場所に供給され揚水または蓄電された接続供給に係る電気が，当該需要場所以外の需要場所に託送供給される場合であること。 ロ　イの接続供給に係る電気と，それ以外の電気（揚水発電設備等が設置された需要場所内で使用される電気や揚水発電設備等が設置された需要場所内で発電または放電された電気等をいいます。）とを，物理的に区分する等，何らかの方法で明確に区分が可能となるよう措置されており，(ｲ)および(ﾛ)を明確に区分して定めることが可能であること。ただし，技術上，経済上やむをえない場合等特別の事情がある場合は，(ｲ)および(ﾛ)をあらかじめ契約者と当社との協議により定めることがあります。 (ｲ) 当該供給地点におけるイの接続供給に係る電気に相当する最大電力（キロワット）（以下「揚水最大電力」といいます。）およびそれ以外の電気の最大電力（以下「その他最大電力」といいます。） (ﾛ) 当該供給地点におけるイの接続供給に係る電気に相当する電力量（以下「揚水等接続供給電力量」といいます。）およびそれ以外の電気の電力量（以下「その他接続供給電力量」といいます。） ハ　イおよびロにおける揚水発電設備等については，あらかじめ定められた順序または手続き等にしたがって揚水または蓄電および発電または放電を制御することが可能なものであること。 (2)　（略） (3)　（略） (4)　（略） (5)　（略） (6)　（略）	**３　揚水発電設備等が設置された需要場所に接続供給を行なう場合の特別措置** (1)に定める適用範囲に該当する接続供給契約で，あらかじめ契約者から申出がある場合は，料金および必要となるその他の供給条件は次のとおりといたします。 (1) 適　用　範　囲 イ　揚水発電設備等が設置された需要場所に供給され揚水または蓄電された接続供給に係る電気が，当該需要場所以外の需要場所に託送供給される場合であること。 ロ　イの接続供給に係る電気と，それ以外の電気（揚水発電設備等が設置された需要場所内で使用される電気や揚水発電設備等が設置された需要場所内で発電または放電された電気等をいいます。）とを，物理的に区分する等，何らかの方法で明確に区分が可能となるよう措置されており，(ｲ)および(ﾛ)を明確に区分して定めることが可能であること。ただし，技術上，経済上やむをえない場合等特別の事情がある場合は，(ｲ)および(ﾛ)をあらかじめ契約者と当社との協議により定めることがあります。 (ｲ) 当該供給地点におけるイの接続供給に係る電気に相当する最大電力（キロワット）（以下「揚水最大電力」といいます。）およびそれ以外の電気の最大電力（以下「その他最大電力」といいます。） (ﾛ) 当該供給地点におけるイの接続供給に係る電気に相当する電力量（以下「揚水等接続供給電力量」といいます。）およびそれ以外の電気の電力量（以下「その他接続供給電力量」といいます。） ハ　イおよびロにおける揚水発電設備等については，あらかじめ定められた順序または手続き等にしたがって揚水または蓄電および発電または放電を制御することが可能なものであること。 (2)　（略） (3)　（略） (4)　（略） (5)　（略） (6)　（略）
４　発電量調整供給契約についての特別措置［再生可能エネルギー発電設備］ (1)　契約者が特定契約を締結している場合もしくは特定送配電事業者が特定契約を締結している場合または契約者が当社と再生可能エネルギー電気卸供給契約を締結し，指定した再生可能エネルギー発電設備から電気を調達する場合は，原則として，契約者または特定送配電事業者との間で発電量調整供給契約を締結し，特例発電バランシンググループを設定していただきます。この場合，契約者が締結する特定契約に係る発電設備，特定送配電事業者が締結する特定契約に係る発電設備および当社との再生可能エネルギー電気卸供給契約に係る発電設備は，同一のバランシンググループに属することはできないものといたします。 (2)　(1)により発電量調整供給契約を締結する場合において，発電量調整供給契約（発電者から電気を受電する場合に限ります。）の申込みに先~~立~~ち，契約者（当社と再生可能エネルギー電気卸供給契約を締結する契約者を除きます。）または特定送配電事業者は，受電地点特定番号を明らかにして，申込書（当社所定の様式によります。）により，受電側接続検討の申込みをしていただきます。 (3)　（略） (4)　（略）	**４　発電量調整供給契約についての特別措置［再生可能エネルギー発電設備］** (1)　契約者が特定契約を締結している場合もしくは特定送配電事業者が特定契約を締結している場合または契約者が当社と再生可能エネルギー電気卸供給契約を締結し，指定した再生可能エネルギー発電設備から電気を調達する場合は，原則として，契約者または特定送配電事業者との間で発電量調整供給契約を締結し，特例発電バランシンググループを設定していただきます。この場合，契約者が締結する特定契約に係る再生可能エネルギー発電設備，特定送配電事業者が締結する特定契約に係る再生可能エネルギー発電設備および当社との再生可能エネルギー電気卸供給契約に係る再生可能エネルギー発電設備は，同一のバランシンググループに属することはできないものといたします。 (2)　(1)により発電量調整供給契約を締結する場合において，発電量調整供給契約（発電者から電気を受電する場合に限ります。）の申込みに先だち，契約者（当社と再生可能エネルギー電気卸供給契約を締結する契約者を除きます。）または特定送配電事業者は，受電地点特定番号を明らかにして，申込書（当社所定の様式によります。）により，受電側接続検討の申込みをしていただきます。 (3)　（略） (4)　（略）

<table>
<tr><th>旧（令和６年 10 月１日実施）</th><th>新（令和７年４月１日実施）</th></tr>
<tr><td>(5)　(略)
(6)　(略)
(7)　(略)
(8)　(略)
(9)　(略)</td><td>(5)　(略)
(6)　(略)
(7)　(略)
(8)　(略)
(9)　(略)</td></tr>
<tr><td>５　離島についての特別措置
(1) 系統連系受電サービス料金
電気事業法第２条第１項第８号イに定める離島（以下「離島」といいます。）における系統連系受電サービス料金の基本料金は，22（系統連系受電サービス）(3)イにかかわらず，次のとおりといたします。
<table><tr><td rowspan="2">系統連系受電課金対象電力１キロワットにつき</td><td>特別高圧系統のある離島（宮古島，池間島，大神島，来間島，伊良部島，下地島，石垣島，竹富島，西表島，鳩間島，由布島，小浜島，黒島，新城島（上地），新城島（下地））</td><td>67 円 60 銭</td></tr><tr><td>特別高圧系統のない離島（粟国島，渡名喜島，久米島，奥武島，オーハ島，北大東島，南大東島，多良間島，水納島，波照間島，与那国島）</td><td>67 円 58 銭</td></tr></table>(2)　(略)
(3)　(略)</td><td>５　離島についての特別措置
(1) 系統連系受電サービス料金
電気事業法第２条第１項第８号イに定める離島（以下「離島」といいます。）における系統連系受電サービスの基本料金は，22（系統連系受電サービス）(3)イにかかわらず，次のとおりといたします。
<table><tr><td rowspan="2">系統連系受電課金対象電力１キロワットにつき</td><td>特別高圧系統のある離島（宮古島，池間島，大神島，来間島，伊良部島，下地島，石垣島，竹富島，西表島，鳩間島，由布島，小浜島，黒島，新城島（上地），新城島（下地））</td><td>67 円 60 銭</td></tr><tr><td>特別高圧系統のない離島（粟国島，渡名喜島，久米島，奥武島，オーハ島，北大東島，南大東島，多良間島，水納島，波照間島，与那国島）</td><td>67 円 58 銭</td></tr></table>(2)　(略)
(3)　(略)</td></tr>
<tr><td>９　損害賠償の免責についての特別措置［再生可能エネルギー発電設備］
発電者が再生可能エネルギー特別措置法附則第４条第１項に定める旧特定供給者に該当する場合で，39（給電指令の実施等）によって発電者の発電を制限し，または中止したことにより，発電者が損害（再生可能エネルギー特別措置法施行規則第14条第８号トにおいて特定契約申込者が補償を求めることができるとされている場合の損害に限ります。）を受けたときは，49（損害賠償の免責）(1)にかかわらず，発電契約者の求めに応じ，当社は，当該損害について，再生可能エネルギー特別措置法施行規則第14条第８号トに定める額を限度として，補償するものといたします。
なお，当社は，同一の原因により発電契約者または発電者の受けた当該損害について，賠償の責めを負いません。</td><td>９　損害賠償の免責についての特別措置［再生可能エネルギー発電設備］
発電者が再生可能エネルギー特別措置法附則第４条第１項に定める旧特定供給者に該当する場合で，39（給電指令の実施等）によって発電者の発電もしくは放電を制限し，または中止したことにより，発電者が損害（再生可能エネルギー特別措置法施行規則第14条第８号トにおいて特定契約申込者が補償を求めることができるとされている場合の損害に限ります。）を受けたときは，49（損害賠償の免責）(1)にかかわらず，発電契約者の求めに応じ，当社は，当該損害について，再生可能エネルギー特別措置法施行規則第14条第８号トに定める額を限度として，補償するものといたします。
なお，当社は，同一の原因により発電契約者または発電者の受けた当該損害について，賠償の責めを負いません。</td></tr>
<tr><td>11　軽負荷期等における電気の使用に係る特別措置
(1)　需要者の発電設備の停止または出力の抑制により生じた不足電力の補給にあてるための電気を使用される場合における特別措置
イに定める適用範囲に該当する接続供給契約で，あらかじめ契約者からこの特別措置の適用の申出がある場合の料金および必要となるその他の供給条件は，当分の間，次のとおりといたします。
イ　適用範囲
契約者が次の時間帯に，19（接続送電サービス）(2)ニによって接続送電サービス契約電力を定める供給地点において，需要者の発電設備の停止または出力の抑制により生じた不足電力の補給にあてるための電気を使用する場合に適用いたします。
(イ) 軽負荷期（毎年１月１日から４月30日までおよび11月１日から12月31日までの期間をいいます。）における土曜日，日曜日または「国民の祝日に関する法律」に規定する休日，１月２日，１月３日，１月４日，　12月30日および12月31日の午前９時から午後５時までの時間</td><td>11　軽負荷期等における電気の使用に係る特別措置
(1)　需要者の発電設備の停止または出力の抑制により生じた不足電力の補給にあてるための電気を使用される場合における特別措置
イに定める適用範囲に該当する接続供給契約で，あらかじめ契約者からこの特別措置の適用の申出がある場合の料金および必要となるその他の供給条件は，当分の間，次のとおりといたします。
イ　適用範囲
契約者が次の時間帯に，19（接続送電サービス）(2)ニによって接続送電サービス契約電力を定める供給地点において，需要者の発電設備の停止または出力の抑制により生じた不足電力の補給にあてるための電気を使用する場合に適用いたします。
(イ) 軽負荷期（毎年１月１日から４月30日までおよび11月１日から12月31日までの期間をいいます。）における土曜日，日曜日または「国民の祝日に関する法律」に規定する休日，１月２日，１月３日，１月４日，　12月30日および12月31日の午前９時から午後５時までの時間</td></tr>
</table>

旧（令和６年10月１日実施）	新（令和７年４月１日実施）
(ﾛ) 再生可能エネルギー発電設備出力抑制対象時間（当社が再生可能エネルギー発電設備の出力抑制の可能性または出力抑制の要請を公表した場合における当該出力抑制の対象となる時間帯をいいます。）	(ﾛ) 再生可能エネルギー発電設備出力抑制対象時間（当社が再生可能エネルギー発電設備の出力抑制の可能性または出力抑制の要請を公表した場合における当該出力抑制の対象となる時間帯をいいます。）
ロ　特別措置の適用申込みおよび使用の申出	ロ　特別措置の適用申込みおよび使用の申出
(ｲ) 契約者は，この特別措置の適用を希望する供給地点に係る事項（需要者の名称，需要場所〔供給地点特定番号を含みます。〕）を明らかにして，当社所定の様式により，申込みをしていただきます。	(ｲ) 契約者は，この特別措置の適用を希望する供給地点に係る事項（需要者の名称，需要場所〔供給地点特定番号を含みます。〕）を明らかにして，当社所定の様式により，申込みをしていただきます。
(ﾛ) 原則として，当社が指定する期限までに，使用の申出をしていただきます。	(ﾛ) 原則として，当社が指定する期限までに，使用の申出をしていただきます。
(ﾊ) 15（供給および契約の単位）(2)ロによって当社が分割接続供給を行なう場合で，この特別措置の適用を希望され，需要者の発電設備の停止または出力の抑制により生じた不足電力の補給にあてるための電気を使用されるときは，あらかじめ双方の契約者で協議のうえ，(ｲ)および(ﾛ)に準じて，申込みおよび申出をしていただきます。	(ﾊ) 15（供給および契約の単位）(2)ロによって当社が分割接続供給を行なう場合で，この特別措置の適用を希望され，需要者の発電設備の停止または出力の抑制により生じた不足電力の補給にあてるための電気を使用されるときは，あらかじめ双方の契約者で協議のうえ，(ｲ)および(ﾛ)に準じて，申込みおよび申出をしていただきます。
ハ　接続送電サービス契約電力 接続送電サービス契約電力は，19（接続送電サービス）(2)ニによって定めた値といたします。 なお，19（接続送電サービス）(2)ニの不足電力の補給にあてるための電気の供給分以外の供給分の算定上，この特別措置により電気を使用されたその１月の最大需要電力等は，その１月の最大需要電力等から19（接続送電サービス）(2)ニの契約者と当社との協議によって定めた値を差し引いたものといたします。 また，１年間を通じての最大需要電力等が夜間時間に発生するときの昼間時間最大電力は，19（接続送電サービス）(4)ロにかかわらず，(ｲ)とし，ピークシフト電力は，19（接続送電サービス）(4)ハにかかわらず，(ﾛ)といたします。	ハ　接続送電サービス契約電力 接続送電サービス契約電力は，19（接続送電サービス）(2)ニによって定めた値といたします。 なお，19（接続送電サービス）(2)ニの不足電力の補給にあてるための電気の供給分以外の供給分の算定上，この特別措置により電気を使用されたその１月の最大需要電力等は，その１月の最大需要電力等から19（接続送電サービス）(2)ニの契約者と当社との協議によって定めた値を差し引いたものといたします。 また，１年間を通じての最大需要電力等が夜間時間に発生するときの昼間時間最大電力は，19（接続送電サービス）(4)ロにかかわらず，(ｲ)とし，ピークシフト電力は，19（接続送電サービス）(4)ハにかかわらず，(ﾛ)といたします。
(ｲ) 昼間時間最大電力 昼間時間最大電力は，需要場所における負荷設備および受電設備の内容，１年間を通じての昼間時間における最大の負荷，同一業種の負荷率，操業度等を基準として，契約者と当社との協議~~（分割接続供給の場合は，それぞれの契約者に係る昼間時間最大電力とあわせて，33〔料金の算定〕(12)にもとづき料金の調整を行なうために，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用したときの昼間時間最大電力を双方の契約者と当社との協議によって定めます。）~~により，適用の対象とする供給地点ごとに定めます。ただし，19（接続送電サービス）(2)イによって接続送電サービス契約電力を定める場合の昼間時間最大電力は，１年を通じての昼間時間における接続供給電力（分割接続供給の場合は，33〔料金の算定〕(12)にもとづき料金の調整を行なうために，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用したときの接続供給電力は仕訳前の~~接続供給~~電力量によって算定いたします。）の最大値といたします。また，19（接続送電サービス）(2)ニによって接続送電サービス契約電力を定める場合で，需要者の発電設備の検査，補修，事故（停電による停止等を含みます。）または，当社が，イ(ｲ)または(ﾛ)の時間帯に，需要者の発電設備を停止または出力を抑制したことにより生じた不足電力の補給にあてるための電気の供給分以外の供給分について，19（接続送電サービス）(2)イに準じて値を定めるときの昼間時間最大電力は，昼間時間における30分ごとの接続供給電力量からその30分の当該電気の使用分（契約者と当社との協議によりあらかじめ定めた方法によって算定いたします。）を差し引いた値を２倍した値~~（分割接続供給の場合は，33〔料金の算定〕(12)にもとづき料金の調整を行なうために，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用したときの昼間時間最大電力は仕訳前の接続供給電力量によって算定いたします。）~~の１年を通じての最大値に，19（接続送電サービス）(2)ニで原則として需要者の発電設備の容量を基準として契約者と当社との協議によって定めた値を加えたものといたします。	(ｲ) 昼間時間最大電力 昼間時間最大電力は，需要場所における負荷設備および受電設備の内容，１年間を通じての昼間時間における最大の負荷，同一業種の負荷率，操業度等を基準として，契約者と当社との協議により，適用の対象とする供給地点ごとに定めます。また，分割接続供給の場合は，それぞれの契約者に係る昼間時間最大電力とあわせて，33（料金の算定）(12)にもとづき料金の調整を行なうために，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用したときの昼間時間最大電力を双方の契約者と当社との協議によって定めます。ただし，19（接続送電サービス）(2)イによって接続送電サービス契約電力を定める場合の昼間時間最大電力は，１年を通じての昼間時間における接続供給電力（分割接続供給の場合は，33〔料金の算定〕(12)にもとづき料金の調整を行なうために，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用したときの接続供給電力は仕訳前の電力量によって算定いたします。）の最大値といたします。また，19（接続送電サービス）(2)ニによって接続送電サービス契約電力を定める場合で，需要者の発電設備の検査，補修，事故（停電による停止等を含みます。）または，当社が，イ(ｲ)または(ﾛ)の時間帯に，需要者の発電設備を停止または出力を抑制したことにより生じた不足電力の補給にあてるための電気の供給分以外の供給分について，19（接続送電サービス）(2)イに準じて値を定めるときの昼間時間最大電力は，昼間時間における30分ごとの接続供給電力量（分割接続供給の場合は，33〔料金の算定〕(12)にもとづき料金の調整を行なうために，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用したときの接続供給電力量は仕訳前の電力量といたします。）からその30分の当該電気の使用分（契約者と当社との協議によりあらかじめ定めた方法によって算定いたします。）を差し引いた値を２倍した値の１年を通じての最大値に，19（接続送電サービス）(2)ニで原則として需要者の発電設備の容量を基準として契約者と当社との協議によって定めた値を加えたものといたします。
(ﾛ) ピークシフト電力 ピークシフト電力は，需要者の負荷移行により昼間時間から夜間時間に移行された増分電力	(ﾛ) ピークシフト電力 ピークシフト電力は，需要者の負荷移行により昼間時間から夜間時間に移行された増分電力

旧（令和６年10月１日実施）	新（令和７年４月１日実施）
をいい，適用の対象とする供給地点ごとに，１月につき次のとおり算定いたします。また，分割接続供給の場合は，それぞれの契約者に係るピークシフト電力とあわせて，33（料金の算定）⑿にもとづき料金の調整を行なうために，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用したときのピークシフト電力を，１月につき次のとおり算定いたします。 なお，19（接続送電サービス）(2)イによって接続送電サービス契約電力を定める場合は，次の式における適用の対象とする供給地点の接続送電サービス契約電力は，当該供給地点の１年を通じての夜間時間における最大需要電力等といたします。 また，19（接続送電サービス）(2)ニによって接続送電サービス契約電力を定める場合で，需要者の発電設備の検査，補修，事故（停電による停止等を含みます。）または，当社が，イ(ｲ)または(ﾛ)の時間帯に，需要者の発電設備を停止または出力を抑制したことにより生じた不足電力の補給にあてるための電気の供給分以外の供給分について，19（接続送電サービス）(2)イに準じて値を定めるときは，次の式における適用の対象とする供給地点の接続送電サービス契約電力は，当該供給地点の夜間時間における30分ごとの接続供給電力量からその30分の当該不足電力の補給にあてるための電気の使用分（契約者と当社との協議によりあらかじめ定めた方法によって算定いたします。）を差し引いた値を２倍した値の１年を通じての最大値に，19（接続送電サービス）(2)ニで原則として需要者の発電設備の容量を基準として契約者と当社との協議によって定めた値を加えたものといたします。 ピークシフト電力 ＝ 適用の対象とする供給地点の接続送電サービス契約電力 － 当該供給地点の昼間時間最大電力 なお，各月の昼間時間における接続供給電力の最大値の実績等から，ピークシフト電力が不適当と認められる場合には，すみやかに昼間時間最大電力を修正のうえ，ピークシフト電力を適正なものに変更していただきます。	をいい，適用の対象とする供給地点ごとに，１月につき次のとおり算定いたします。また，分割接続供給の場合は，それぞれの契約者に係るピークシフト電力とあわせて，33（料金の算定）⑿にもとづき料金の調整を行なうために，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用したときのピークシフト電力を，１月につき次のとおり算定いたします。 なお，19（接続送電サービス）(2)イによって接続送電サービス契約電力を定める場合は，次の式における適用の対象とする供給地点の接続送電サービス契約電力は，当該供給地点の１年を通じての夜間時間における最大需要電力等といたします。 また，19（接続送電サービス）(2)ニによって接続送電サービス契約電力を定める場合で，需要者の発電設備の検査，補修，事故（停電による停止等を含みます。）または，当社が，イ(ｲ)または(ﾛ)の時間帯に，需要者の発電設備を停止または出力を抑制したことにより生じた不足電力の補給にあてるための電気の供給分以外の供給分について，19（接続送電サービス）(2)イに準じて値を定めるときは，次の式における適用の対象とする供給地点の接続送電サービス契約電力は，当該供給地点の夜間時間における30分ごとの接続供給電力量からその30分の当該不足電力の補給にあてるための電気の使用分（契約者と当社との協議によりあらかじめ定めた方法によって算定いたします。）を差し引いた値を２倍した値の１年を通じての最大値に，19（接続送電サービス）(2)ニで原則として需要者の発電設備の容量を基準として契約者と当社との協議によって定めた値を加えたものといたします。 ピークシフト電力 ＝ 適用の対象とする供給地点の接続送電サービス契約電力 － 当該供給地点の昼間時間最大電力 なお，各月の昼間時間における接続供給電力の最大値の実績等から，ピークシフト電力が不適当と認められる場合には，すみやかに昼間時間最大電力を修正のうえ，ピークシフト電力を適正なものに変更していただきます。
ニ　接続送電サービス料金 この特別措置により電気を使用したときの基本料金は，19（接続送電サービス）(3)ロ(ｲ) c (a)，(ﾛ) c (a)，ハ(ｲ) c (a)または(ﾛ) c (a)における需要者の発電設備の検査，補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気をまったく使用しないときに準じて算定いたします。ただし，その１月にこの特別措置により電気を使用し，かつ，需要者の発電設備の検査，補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気を使用したときの基本料金は，19（接続送電サービス）(3)ロ(ｲ) c (a)，(ﾛ) c (a)，ハ(ｲ) c (a)または(ﾛ) c (a)に準じて算定いたします。	ニ　接続送電サービス料金 この特別措置により電気を使用したときの基本料金は，19（接続送電サービス）(3)ロ(ｲ) c (a)，(ﾛ) c (a)，ハ(ｲ) c (a)または(ﾛ) c (a)における需要者の発電設備の検査，補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気をまったく使用しないときに準じて算定いたします。ただし，その１月にこの特別措置により電気を使用し，かつ，需要者の発電設備の検査，補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気を使用したときの基本料金は，19（接続送電サービス）(3)ロ(ｲ) c (a)，(ﾛ) c (a)，ハ(ｲ) c (a)または(ﾛ) c (a)に準じて算定いたします。
ホ　そ　の　他 (ｲ) 当社は，契約者との間で，この特別措置の適用に必要となる事項について，別途覚書を締結することがあります。 (ﾛ) 当社は，電気の需給状況その他によってやむをえない場合には，この特別措置の適用をしないことがあります。	ホ　そ　の　他 (ｲ) 当社は，契約者との間で，この特別措置の適用に必要となる事項について，別途覚書を締結することがあります。 (ﾛ) 当社は，電気の需給状況その他によってやむをえない場合には，この特別措置の適用をしないことがあります。
(2)　１年間を通じての最大需要電力等が負荷移行先時間に発生する場合の取扱いについての特別措置 イ　19（接続送電サービス）(4)の適用を受ける供給地点において，需要者が軽負荷期における土曜日の午前９時から午後５時までの時間または再生可能エネルギー発電設備出力抑制対象時間に負荷移行を行ない，１年間を通じての最大需要電力等が負荷移行先時間（夜間時間，軽負荷期における土曜日の午前９時から午後５時までの時間および再生可能エネルギー発電設備出力抑制対象時間をいいます。）に発生する場合で，契約者と当社との協議が整ったときのその供給地点の各月の接続送電サービス料金は，当分の間，19（接続送電サービス）(4)にかかわらず，19（接続送電サービス）(3)によって算定された金額から(ｲ)によって算定されたピークシフト	(2)　１年間を通じての最大需要電力等が負荷移行先時間に発生する場合の取扱いについての特別措置 イ　19（接続送電サービス）(4)の適用を受ける供給地点において，需要者が軽負荷期における土曜日の午前９時から午後５時までの時間または再生可能エネルギー発電設備出力抑制対象時間に負荷移行を行ない，１年間を通じての最大需要電力等が負荷移行先時間（夜間時間，軽負荷期における土曜日の午前９時から午後５時までの時間および再生可能エネルギー発電設備出力抑制対象時間をいいます。）に発生する場合で，契約者と当社との協議がととのったときのその供給地点の各月の接続送電サービス料金は，当分の間，19（接続送電サービス）(4)にかかわらず，19（接続送電サービス）(3)によって算定された金額から(ｲ)によって算定されたピークシ

旧（令和６年10月１日実施）	新（令和７年４月１日実施）
割引額を差し引いたものといたします。 (ｲ) ピークシフト割引額 ピークシフト割引額は，19（接続送電サービス）(4)イに準じて算定された金額といたします。この場合，19（接続送電サービス）(4)イにいうハのピークシフト電力は，(ﾊ)のピークシフト電力といたします。 (ﾛ) 負荷移行元時間最大電力 １年間を通じての負荷移行元時間（負荷移行先時間以外の時間をいいます。）における最大の接続供給電力（以下「負荷移行元時間最大電力」といいます。）は，需要場所における負荷設備および受電設備の内容，１年間を通じての負荷移行元時間における最大の負荷，同一業種の負荷率，操業度等を基準として，契約者と当社との協議~~（分割接続供給の場合は，それぞれの契約者に係る負荷移行元時間最大電力とあわせて，33〔料金の算定〕(12)にもとづき料金の調整を行なうために，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用したときの負荷移行元時間最大電力を双方の契約者と当社との協議によって定めます。）~~により，適用の対象とする供給地点ごとに定めます。ただし，19（接続送電サービス）(2)イによって接続送電サービス契約電力を定める場合の負荷移行元時間最大電力は，１年を通じての負荷移行元時間における接続供給電力（分割接続供給の場合は，33〔料金の算定〕(12)にもとづき料金の調整を行なうために，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用したときの接続供給電力は仕訳前の~~接続供給~~電力量によって算定いたします。）の最大値といたします。また，19（接続送電サービス）(2)ニによって接続送電サービス契約電力を定める場合で，需要者の発電設備の検査，補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気の供給分以外の供給分について，19（接続送電サービス）(2)イに準じて値を定めるときの負荷移行元時間最大電力は，負荷移行元時間における30分ごとの接続供給電力量からその30分の当該電気の使用分（契約者と当社との協議によりあらかじめ定めた方法によって算定いたします。）を差し引いた値を２倍した値~~（分割接続供給の場合は，33〔料金の算定〕(12)にもとづき料金の調整を行なうために，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用したときの負荷移行元時間最大電力は仕訳前の接続供給電力量によって算定いたします。）~~の１年を通じての最大値に，19（接続送電サービス）(2)ニで原則として需要者の発電設備の容量を基準として契約者と当社との協議によって定めた値を加えたものといたします。 (ﾊ) ピークシフト電力 ピークシフト電力は，適用の対象とする供給地点ごとに，１月につき次のとおり算定いたします。また，分割接続供給の場合は，それぞれの契約者に係るピークシフト電力とあわせて，33（料金の算定）(12)にもとづき料金の調整を行なうために，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用したときのピークシフト電力を，１月につき次のとおり算定いたします。 なお，19（接続送電サービス）(2)イによって接続送電サービス契約電力を定める場合は，次の式における適用の対象とする供給地点の接続送電サービス契約電力は，当該供給地点の１年を通じての負荷移行先時間における最大需要電力等といたします。 また，19（接続送電サービス）(2)ニによって接続送電サービス契約電力を定める場合で，需要者の発電設備の検査，補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気の供給分以外の供給分について，19（接続送電サービス）(2)イに準じて値を定めるときは，次の式における適用の対象とする供給地点の接続送電サービス契約電力は，当該供給地点の負荷移行先時間における30分ごとの接続供給電力量からその30分の当該不足電力の補給にあてるための電気の使用分（契約者と当社との協議によりあらかじめ定めた方法によって算定いたします。）を差し引いた値を２倍した値の１年を通じての最大値に，19（接続送電サービス）(2)ニで原則として需要者の発電設備の容量を基準として契約者と当社との協議によって定めた値を加えたものといたします。	フト割引額を差し引いたものといたします。 (ｲ) ピークシフト割引額 ピークシフト割引額は，19（接続送電サービス）(4)イに準じて算定された金額といたします。この場合，19（接続送電サービス）(4)イにいうハのピークシフト電力は，(ﾊ)のピークシフト電力といたします。 (ﾛ) 負荷移行元時間最大電力 １年間を通じての負荷移行元時間（負荷移行先時間以外の時間をいいます。）における最大の接続供給電力（以下「負荷移行元時間最大電力」といいます。）は，需要場所における負荷設備および受電設備の内容，１年間を通じての負荷移行元時間における最大の負荷，同一業種の負荷率，操業度等を基準として，契約者と当社との協議により，適用の対象とする供給地点ごとに定めます。また，分割接続供給の場合は，それぞれの契約者に係る負荷移行元時間最大電力とあわせて，33（料金の算定）(12)にもとづき料金の調整を行なうために，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用したときの負荷移行元時間最大電力を双方の契約者と当社との協議によって定めます。ただし，19（接続送電サービス）(2)イによって接続送電サービス契約電力を定める場合の負荷移行元時間最大電力は，１年を通じての負荷移行元時間における接続供給電力（分割接続供給の場合は，33〔料金の算定〕(12)にもとづき料金の調整を行なうために，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用したときの接続供給電力は仕訳前の電力量によって算定いたします。）の最大値といたします。また，19（接続送電サービス）(2)ニによって接続送電サービス契約電力を定める場合で，需要者の発電設備の検査，補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気の供給分以外の供給分について，19（接続送電サービス）(2)イに準じて値を定めるときの負荷移行元時間最大電力は，負荷移行元時間における30分ごとの接続供給電力量（分割接続供給の場合は，33〔料金の算定〕(12)にもとづき料金の調整を行なうために，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用したときの接続供給電力量は仕訳前の電力量といたします。）からその30分の当該電気の使用分（契約者と当社との協議によりあらかじめ定めた方法によって算定いたします。）を差し引いた値を２倍した値の１年を通じての最大値に，19（接続送電サービス）(2)ニで原則として需要者の発電設備の容量を基準として契約者と当社との協議によって定めた値を加えたものといたします。 (ﾊ) ピークシフト電力 ピークシフト電力は，適用の対象とする供給地点ごとに，１月につき次のとおり算定いたします。また，分割接続供給の場合は，それぞれの契約者に係るピークシフト電力とあわせて，33（料金の算定）(12)にもとづき料金の調整を行なうために，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用したときのピークシフト電力を，１月につき次のとおり算定いたします。 なお，19（接続送電サービス）(2)イによって接続送電サービス契約電力を定める場合は，次の式における適用の対象とする供給地点の接続送電サービス契約電力は，当該供給地点の１年を通じての負荷移行先時間における最大需要電力等といたします。 また，19（接続送電サービス）(2)ニによって接続送電サービス契約電力を定める場合で，需要者の発電設備の検査，補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気の供給分以外の供給分について，19（接続送電サービス）(2)イに準じて値を定めるときは，次の式における適用の対象とする供給地点の接続送電サービス契約電力は，当該供給地点の負荷移行先時間における30分ごとの接続供給電力量からその30分の当該不足電力の補給にあてるための電気の使用分（契約者と当社との協議によりあらかじめ定めた方法によって算定いたします。）を差し引いた値を２倍した値の１年を通じての最大値に，19（接続送電サービス）(2)ニで原則として需要者の発電設備の容量を基準として契約者と当社との協議によって定めた値を加えたものといたします。

旧（令和６年10月１日実施）	新（令和７年４月１日実施）
ピークシフト電力　＝　適用の対象とする供給地点の接続送電サービス契約電力　－　当該供給地点の負荷移行元時間最大電力 なお，各月の負荷移行元時間における接続供給電力の最大値の実績等から，ピークシフト電力が不適当と認められる場合には，すみやかに負荷移行元時間最大電力を修正のうえ，ピークシフト電力を適正なものに変更していただきます。 (ﾆ)　１年間を通じて負荷移行先時間に最大需要電力等が発生しないことが明らかになった場合等については，本取扱いの適用をただちに解消いたします。 なお，それが19（接続送電サービス）(4)の取扱い適用後１年に満たない場合は，既に適用したピークシフト割引額（19〔接続送電サービス〕(4)によって適用したピークシフト割引額を含みます。）の合計金額を本取扱いの適用が解消された月の接続送電サービス料金に加算したものをその月の接続送電サービス料金として算定いたします。 また，この取扱いの適用が解消された後１年に満たない場合は，この取扱いを適用いたしません。 (ﾎ)　この特別措置の適用にともない，19（接続送電サービス）(4)ニに該当する場合であっても，19（接続送電サービス）(4)ニに定める適用後１年に満たない場合の取扱いは適用いたしません。 ﾛ　高圧または特別高圧で供給する場合で，需要者が負荷移行元時間から負荷移行先時間への負荷移行を行なった結果，１年間を通じての最大需要電力等が負荷移行先時間に発生し，かつ，契約者が標準接続送電サービスまたは時間帯別接続送電サービスの適用を受け，契約者と当社との協議が整ったときのその供給地点の各月の接続送電サービス料金は，当分の間，19（接続送電サービス）(3)によって算定された金額から(ｲ)によって算定されたピークシフト割引額を差し引いたものといたします。 (ｲ)　ピークシフト割引額 ピークシフト割引額は，19（接続送電サービス）(4)イに準じて算定された金額といたします。この場合，19（接続送電サービス）(4)イにいうﾊのピークシフト電力は，(ﾊ)のピークシフト電力といたします。 (ﾛ)　負荷移行元時間最大電力 １年間を通じての負荷移行元時間最大電力は，需要場所における負荷設備および受電設備の内容，１年間を通じての負荷移行元時間における最大の負荷，同一業種の負荷率，操業度等を基準として，契約者と当社との協議~~（分割接続供給の場合は，それぞれの契約者に係る負荷移行元時間最大電力とあわせて，33〔料金の算定〕(12)にもとづき料金の調整を行なうために，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用したときの負荷移行元時間最大電力を双方の契約者と当社との協議によって定めます。）~~により，適用の対象とする供給地点ごとに定めます。ただし，19（接続送電サービス）(2)イによって接続送電サービス契約電力を定める場合の負荷移行元時間最大電力は，１年を通じての負荷移行元時間における接続供給電力（分割接続供給の場合は，33〔料金の算定〕(12)にもとづき料金の調整を行なうために，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用したときの接続供給電力は仕訳前の接続供給電力量によって算定いたします。）の最大値といたします。また，19（接続送電サービス）(2)ニによって接続送電サービス契約電力を定める場合で，需要者の発電設備の検査，補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気の供給分以外の供給分について，19（接続送電サービス）(2)イに準じて値を定めるときの負荷移行元時間最大電力は，負荷移行元時間における30分ごとの接続供給電力量からその30分の当該電気の使用分（契約者と当社との協議によりあらかじめ定めた方法によって算定いたします。）を差し引いた値~~（分割接続供給の場合は，33〔料金の算定〕(12)にもとづき料金の調整を行なうために，~~	ピークシフト電力　＝　適用の対象とする供給地点の接続送電サービス契約電力　－　当該供給地点の負荷移行元時間最大電力 なお，各月の負荷移行元時間における接続供給電力の最大値の実績等から，ピークシフト電力が不適当と認められる場合には，すみやかに負荷移行元時間最大電力を修正のうえ，ピークシフト電力を適正なものに変更していただきます。 (ﾆ)　１年間を通じて負荷移行先時間に最大需要電力等が発生しないことが明らかになった場合等については，本取扱いの適用をただちに解消いたします。 なお，それが19（接続送電サービス）(4)の取扱い適用後１年に満たない場合は，既に適用したピークシフト割引額（19〔接続送電サービス〕(4)によって適用したピークシフト割引額を含みます。）の合計金額を本取扱いの適用が解消された月の接続送電サービス料金に加算したものをその月の接続送電サービス料金として算定いたします。 また，この取扱いの適用が解消された後１年に満たない場合は，この取扱いを適用いたしません。 (ﾎ)　この特別措置の適用にともない，19（接続送電サービス）(4)ニに該当する場合であっても，19（接続送電サービス）(4)ニに定める適用後１年に満たない場合の取扱いは適用いたしません。 ﾛ　高圧または特別高圧で供給する場合で，需要者が負荷移行元時間から負荷移行先時間への負荷移行を行なった結果，１年間を通じての最大需要電力等が負荷移行先時間に発生し，かつ，契約者が標準接続送電サービスまたは時間帯別接続送電サービスの適用を受け，契約者と当社との協議がととのったときのその供給地点の各月の接続送電サービス料金は，当分の間，19（接続送電サービス）(3)によって算定された金額から(ｲ)によって算定されたピークシフト割引額を差し引いたものといたします。 (ｲ)　ピークシフト割引額 ピークシフト割引額は，19（接続送電サービス）(4)イに準じて算定された金額といたします。この場合，19（接続送電サービス）(4)イにいうﾊのピークシフト電力は，(ﾊ)のピークシフト電力といたします。 (ﾛ)　負荷移行元時間最大電力 １年間を通じての負荷移行元時間最大電力は，需要場所における負荷設備および受電設備の内容，１年間を通じての負荷移行元時間における最大の負荷，同一業種の負荷率，操業度等を基準として，契約者と当社との協議により，適用の対象とする供給地点ごとに定めます。また，分割接続供給の場合は，それぞれの契約者に係る負荷移行元時間最大電力とあわせて，33（料金の算定）(12)にもとづき料金の調整を行なうために，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用したときの負荷移行元時間最大電力を双方の契約者と当社との協議によって定めます。ただし，19（接続送電サービス）(2)イによって接続送電サービス契約電力を定める場合の負荷移行元時間最大電力は，１年を通じての負荷移行元時間における接続供給電力（分割接続供給の場合は，33〔料金の算定〕(12)にもとづき料金の調整を行なうために，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用したときの接続供給電力は仕訳前の電力量によって算定いたします。）の最大値といたします。また，19（接続送電サービス）(2)ニによって接続送電サービス契約電力を定める場合で，需要者の発電設備の検査，補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気の供給分以外の供給分について，19（接続送電サービス）(2)イに準じて値を定めるときの負荷移行元時間最大電力は，負荷移行元時間における30分ごとの接続供給電力量（分割接続供給の場合は，33〔料金の算定〕(12)にもとづき料金の調整を行なうために，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用したときの接続供給電力量は仕訳前の電力量といたします。）からその30分の当該電気の使用分（契約者と

旧（令和６年10月１日実施）	新（令和７年４月１日実施）
~~１供給地点につき，１接続送電サービスを適用したときの負荷移行元時間最大電力は仕訳前の接続供給電力量によって算定いたします。）~~の１年を通じての最大値に，19（接続送電サービス）(2)ニで原則として需要者の発電設備の容量を基準として契約者と当社との協議によって定めた値を加えたものといたします。	当社との協議によりあらかじめ定めた方法によって算定いたします。）を差し引いた値を２倍した値の１年を通じての最大値に，19（接続送電サービス）(2)ニで原則として需要者の発電設備の容量を基準として契約者と当社との協議によって定めた値を加えたものといたします。
(ハ) ピークシフト電力 ピークシフト電力は，需要者の負荷移行により負荷移行元時間から負荷移行先時間に移行された増分電力をいい，適用の対象とする供給地点ごとに，１月につき次のとおり算定いたします。また，分割接続供給の場合は，それぞれの契約者に係るピークシフト電力とあわせて，33（料金の算定）⑿にもとづき料金の調整を行なうために，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用したときのピークシフト電力を，１月につき次のとおり算定いたします。 なお，19（接続送電サービス）(2)イによって接続送電サービス契約電力を定める場合は，次の式における適用の対象とする供給地点の接続送電サービス契約電力は，当該供給地点の１年を通じての負荷移行先時間における最大需要電力等といたします。 また，19（接続送電サービス）(2)ニによって接続送電サービス契約電力を定める場合で，需要者の発電設備の検査，補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気の供給分以外の供給分について，19（接続送電サービス）(2)イに準じて値を定めるときは，次の式における適用の対象とする供給地点の接続送電サービス契約電力は，当該供給地点の負荷移行先時間における30分ごとの接続供給電力量からその30分の当該不足電力の補給にあてるための電気の使用分（契約者と当社との協議によりあらかじめ定めた方法によって算定いたします。）を差し引いた値を２倍した値の１年を通じての最大値に，19（接続送電サービス）(2)ニで原則として需要者の発電設備の容量を基準として契約者と当社との協議によって定めた値を加えたものといたします。 ピークシフト電力 ＝ 適用の対象とする供給地点の接続送電サービス契約電力 － 当該供給地点の負荷移行元時間最大電力 なお，各月の負荷移行元時間における接続供給電力の最大値の実績等から，ピークシフト電力が不適当と認められる場合には，すみやかに負荷移行元時間最大電力を修正のうえ，ピークシフト電力を適正なものに変更していただきます。	(ハ) ピークシフト電力 ピークシフト電力は，需要者の負荷移行により負荷移行元時間から負荷移行先時間に移行された増分電力をいい，適用の対象とする供給地点ごとに，１月につき次のとおり算定いたします。また，分割接続供給の場合は，それぞれの契約者に係るピークシフト電力とあわせて，33（料金の算定）⑿にもとづき料金の調整を行なうために，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用したときのピークシフト電力を，１月につき次のとおり算定いたします。 なお，19（接続送電サービス）(2)イによって接続送電サービス契約電力を定める場合は，次の式における適用の対象とする供給地点の接続送電サービス契約電力は，当該供給地点の１年を通じての負荷移行先時間における最大需要電力等といたします。 また，19（接続送電サービス）(2)ニによって接続送電サービス契約電力を定める場合で，需要者の発電設備の検査，補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気の供給分以外の供給分について，19（接続送電サービス）(2)イに準じて値を定めるときは，次の式における適用の対象とする供給地点の接続送電サービス契約電力は，当該供給地点の負荷移行先時間における30分ごとの接続供給電力量からその30分の当該不足電力の補給にあてるための電気の使用分（契約者と当社との協議によりあらかじめ定めた方法によって算定いたします。）を差し引いた値を２倍した値の１年を通じての最大値に，19（接続送電サービス）(2)ニで原則として需要者の発電設備の容量を基準として契約者と当社との協議によって定めた値を加えたものといたします。 ピークシフト電力 ＝ 適用の対象とする供給地点の接続送電サービス契約電力 － 当該供給地点の負荷移行元時間最大電力 なお，各月の負荷移行元時間における接続供給電力の最大値の実績等から，ピークシフト電力が不適当と認められる場合には，すみやかに負荷移行元時間最大電力を修正のうえ，ピークシフト電力を適正なものに変更していただきます。
(ニ) １年間を通じて負荷移行先時間に最大需要電力等が発生しないことが明らかになった場合等については，本取扱いの適用をただちに解消いたします。 なお，それが本取扱い適用後１年に満たない場合は，既に適用したピークシフト割引額の合計金額を本取扱いの適用が解消された月の接続送電サービス料金に加算したものをその月の接続送電サービス料金として算定いたします。 また，この取扱いの適用が解消された後１年に満たない場合は，この取扱いを適用いたしません。	(ニ) １年間を通じて負荷移行先時間に最大需要電力等が発生しないことが明らかになった場合等については，本取扱いの適用をただちに解消いたします。 なお，それが本取扱い適用後１年に満たない場合は，既に適用したピークシフト割引額の合計金額を本取扱いの適用が解消された月の接続送電サービス料金に加算したものをその月の接続送電サービス料金として算定いたします。 また，この取扱いの適用が解消された後１年に満たない場合は，この取扱いを適用いたしません。
ハ　附則３（揚水発電設備等が設置された需要場所に接続供給を行なう場合の特別措置）の適用を受け，かつ，イまたはロの適用を受ける場合のピークシフト電力は，附則３（揚水発電設備等が設置された需要場所に接続供給を行なう場合の特別措置）(2)ロまたはイ(ハ)もしくはロ(ハ)にかかわらず，その需要者の接続送電サービス契約電力からその需要者の１年を通じての負荷移行元時間における接続供給電力の最大値を差し引いた値を上限として，負荷移行先時間に移行する負荷設備の容量（キロワット），揚水最大電力およびその他最大電力ならびに揚水等損失率等にもとづき，あらかじめ契約者と当社との協議によって定めます。 なお，分割接続供給の場合は，それぞれの契約者に係るピークシフト電力とあわせて，33（料金の算定）⑿にもとづき料金の調整を行なうために，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用したときのピークシフト電力を，あらかじめ双方の契約者と当社との協議によって定めま	ハ　附則３（揚水発電設備等が設置された需要場所に接続供給を行なう場合の特別措置）の適用を受け，かつ，イまたはロの適用を受ける場合のピークシフト電力は，附則３（揚水発電設備等が設置された需要場所に接続供給を行なう場合の特別措置）(2)ロまたはイ(ハ)もしくはロ(ハ)にかかわらず，その需要者の接続送電サービス契約電力からその需要者の１年を通じての負荷移行元時間における接続供給電力の最大値を差し引いた値を上限として，負荷移行先時間に移行する負荷設備の容量（キロワット），揚水最大電力およびその他最大電力ならびに揚水等損失率等にもとづき，あらかじめ契約者と当社との協議によって定めます。 なお，分割接続供給の場合は，それぞれの契約者に係るピークシフト電力とあわせて，33（料金の算定）⑿にもとづき料金の調整を行なうために，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用したときのピークシフト電力を，あらかじめ双方の契約者と当社との協議によって定めま

旧（令和６年10月１日実施）	新（令和７年４月１日実施）
す。 また，各月の負荷移行元時間における接続供給電力の最大値の実績等から，ピークシフト電力が不適当と認められる場合には，すみやかに負荷移行元時間最大電力を修正のうえ，ピークシフト電力を適正なものに変更していただきます。	す。 また，各月の負荷移行元時間における接続供給電力の最大値の実績等から，ピークシフト電力が不適当と認められる場合には，すみやかに負荷移行元時間最大電力を修正のうえ，ピークシフト電力を適正なものに変更していただきます。
13　バランシンググループの設定に係る特別措置 契約者，発電契約者または需要抑制契約者が配電事業者（当社供給区域内において事業を営むものに限ります。）の供給区域において配電事業者の託送供給等約款（電気事業法第27条の12の11第１項にもとづき配電事業者が経済産業大臣に届け出たものをいい，電気事業法第27条の12の11第２項ただし書にもとづき経済産業大臣の承認を受けた料金その他の供給条件を含みます。以下「配電事業者の約款」といいます。）により託送供給または電力量調整供給を受ける場合で，当該配電事業者の配電事業に係る業務の一部（発電量調整受電計画差対応電力，接続対象計画差対応電力および需要抑制量調整受電計画差対応電力の不足電力の補給または送電超過分電力もしくは抑制超過分電力の購入ならびに給電指令等により生じた不足電力の補給に係る業務といたします。）について，当該配電事業者と当社との間で受委託に関する契約を締結し，かつ，契約者，発電契約者または需要抑制契約者が当該配電事業者の供給区域における需要場所または発電場所（調整電源に該当する発電場所を除きます。）をこの約款で設定する需要バランシンググループ，発電バランシンググループまたは需要抑制バランシンググループに属することを希望されるときの料金および必要となるその他の供給条件は，当分の間，次のとおりといたします。 (1)　（略） (2)　（略） (3)　（略） (4)　（略） (5)　（略） (6)　（略） (7)　（略） (8)　発電量調整供給契約についての特別措置（再生可能エネルギー発電設備） イ　契約者が特定契約を締結している場合もしくは特定送配電事業者が特定契約を締結している場合または契約者が当社または配電事業者と再生可能エネルギー電気卸供給契約を締結し，指定した再生可能エネルギー発電設備から電気を調達する場合は，附則４（発電量調整供給契約についての特別措置〔再生可能エネルギー発電設備〕）(1)にかかわらず，原則として，当社の供給区域においては契約者または特定送配電事業者と当社との間で，配電事業者の供給区域においては契約者または特定送配電事業者と配電事業者との間で発電量調整供給契約を締結し，特例発電バランシンググループを設定していただきます。この場合，契約者が締結する特定契約に係る発電設備，特定送配電事業者が締結する特定契約に係る発電設備および当社または配電事業者との再生可能エネルギー電気卸供給契約に係る発電設備は，同一のバランシンググループに属することはできないものといたします。 ロ　イにより発電量調整供給契約を締結する場合において，契約者（特定送配電事業者が契約者となる場合を除きます。）が希望されるときは，契約者の指定する発電バランシンググループ（当該発電バランシンググループにおける特定契約が平成28年４月１日以降に締結され，かつ，バイオマス発電設備であって化石燃料を混焼するもの〔再生可能エネルギー特別措置法施行規則第14条第８号ニに定める地域資源バイオマス発電設備を除きます。〕であるときを除きます。）に係る料金および必要となるその他の供給条件は次のとおりといたします。 (ｲ)　発電量調整供給に係る料金は，附則４（発電量調整供給契約についての特別措置〔再生可能エネルギー発電設備〕）(5)ロにかかわらず，18（料金）(2)に定める料金，(ﾛ)により算定されるインバランスリスク料および再生可能エネルギー予測誤差対応調整力確保料といたします。	**13　バランシンググループの設定に係る特別措置** 契約者，発電契約者または需要抑制契約者が配電事業者（当社供給区域内において事業を営むものに限ります。）の供給区域において配電事業者の託送供給等約款（電気事業法第27条の12の11第１項にもとづき配電事業者が経済産業大臣に届け出たものをいい，電気事業法第27条の12の11第２項ただし書にもとづき経済産業大臣の承認を受けた料金その他の供給条件を含みます。以下「配電事業者の約款」といいます。）により託送供給または電力量調整供給を受ける場合で，当該配電事業者の配電事業に係る業務の一部（発電量調整受電計画差対応電力，接続対象計画差対応電力および需要抑制量調整受電計画差対応電力の不足電力の補給または送電超過分電力もしくは抑制超過分電力の購入ならびに給電指令等により生じた不足電力の補給に係る業務といたします。）について，当該配電事業者と当社との間で受委託に関する契約を締結し，かつ，契約者，発電契約者または需要抑制契約者が当該配電事業者の供給区域における需要場所または発電場所（調整電源に該当する発電場所を除きます。）をこの約款で設定する需要バランシンググループ，発電バランシンググループまたは需要抑制バランシンググループに属することを希望されるときの料金および必要となるその他の供給条件は，当分の間，次のとおりといたします。 (1)　（略） (2)　（略） (3)　（略） (4)　（略） (5)　（略） (6)　（略） (7)　（略） (8)　発電量調整供給契約についての特別措置（再生可能エネルギー発電設備） イ　契約者が特定契約を締結している場合もしくは特定送配電事業者が特定契約を締結している場合または契約者が当社または配電事業者と再生可能エネルギー電気卸供給契約を締結し，指定した再生可能エネルギー発電設備から電気を調達する場合は，附則４（発電量調整供給契約についての特別措置〔再生可能エネルギー発電設備〕）(1)にかかわらず，原則として，当社の供給区域においては契約者または特定送配電事業者と当社との間で，配電事業者の供給区域においては契約者または特定送配電事業者と配電事業者との間で発電量調整供給契約を締結し，特例発電バランシンググループを設定していただきます。この場合，契約者が締結する特定契約に係る再生可能エネルギー発電設備，特定送配電事業者が締結する特定契約に係る再生可能エネルギー発電設備および当社または配電事業者との再生可能エネルギー電気卸供給契約に係る再生可能エネルギー発電設備は，同一のバランシンググループに属することはできないものといたします。 ロ　イにより発電量調整供給契約を締結する場合において，契約者（特定送配電事業者が契約者となる場合を除きます。）が希望されるときは，契約者の指定する発電バランシンググループ（当該発電バランシンググループにおける特定契約が平成28年４月１日以降に締結され，かつ，バイオマス発電設備であって化石燃料を混焼するもの〔再生可能エネルギー特別措置法施行規則第14条第８号ニに定める地域資源バイオマス発電設備を除きます。〕であるときを除きます。）に係る料金および必要となるその他の供給条件は次のとおりといたします。 (ｲ)　発電量調整供給に係る料金は，附則４（発電量調整供給契約についての特別措置〔再生可能エネルギー発電設備〕）(5)ロにかかわらず，18（料金）(2)に定める料金，(ﾛ)により算定されるインバランスリスク料および再生可能エネルギー予測誤差対応調整力確保料といたします。

旧（令和６年10月１日実施）	新（令和７年４月１日実施）
ただし，契約者が当社または配電事業者と再生可能エネルギー電気卸供給契約を締結し，指定した再生可能エネルギー発電設備から電気を調達する場合は，インバランスリスク料および再生可能エネルギー予測誤差対応調整力確保料は申し受けません。 (ﾛ) インバランスリスク料は，附則４（発電量調整供給契約についての特別措置〔再生可能エネルギー発電設備〕）(5)ホにかかわらず，特例発電バランシンググループにおける30分ごとの発電量調整受電電力量（配電事業者の約款に定める発電量調整受電電力量を含みます。）にインバランスリスク単価を適用してえられる金額のその１月の合計（合計額が負となる場合は零といたします。）といたします。また，再生可能エネルギー予測誤差対応調整力確保料は，特例発電バランシンググループにおける30分ごとの発電量調整受電電力量（配電事業者の約款に定める発電量調整受電電力量を含みます。）に，再生可能エネルギー予測誤差対応単価を適用してえられる金額のその１月の合計といたします。 (ﾊ) 当社は，附則４（発電量調整供給契約についての特別措置〔再生可能エネルギー発電設備〕）(5)トにかかわらず，30分ごとの契約者が締結する特定契約または当社，配電事業者もしくは特定送配電事業者との再生可能エネルギー電気卸供給契約に係る発電量調整受電計画電力量を決定し，原則として発電量調整供給実施日の前々日の午後４時までに契約者に通知いたします。 また，当社は，当該発電量調整受電計画電力量の見直しを行ない，変更後の発電量調整受電計画電力量を決定し，原則として発電量調整供給実施日の前日午前６時までに契約者に再通知いたします。 なお，契約者は，必要に応じて発電量調整受電計画電力量の決定に必要となる事項に関する文書を当社に提出していただきます。 (ﾆ) ローカル系統における電気の潮流が系統安定度等にもとづき算定される運用可能な容量を超過し，または超過するおそれがある場合で，当社または配電事業者がノンファーム電源（配電事業者の約款に定めるノンファーム電源を含みます。）の出力の抑制に係る通知を発電者または契約者に行なったときは，(ﾊ)にかかわらず，契約者は，発電量調整受電計画電力量の見直しを行なっていただきます。 ハ　イにより発電量調整供給契約を締結する場合において，契約者が当社または配電事業者と再生可能エネルギー電気卸供給契約を締結し，指定した再生可能エネルギー発電設備から電気を調達するときの契約者の指定する発電バランシンググループ（ロにおいて，契約者が希望される場合を除きます。）に係るインバランスリスク料は，附則４（発電量調整供給契約についての特別措置〔再生可能エネルギー発電設備〕）(6)ロにかかわらず，特例発電バランシンググループにおける30分ごとの発電量調整受電電力量（配電事業者の約款に定める発電量調整受電電力量を含みます。）にインバランスリスク単価を適用してえられる金額のその１月の合計（合計額が負となる場合は零といたします。）といたします。 (9)　（略） (10)（略）	ただし，契約者が当社または配電事業者と再生可能エネルギー電気卸供給契約を締結し，指定した再生可能エネルギー発電設備から電気を調達する場合は，インバランスリスク料および再生可能エネルギー予測誤差対応調整力確保料は申し受けません。 (ﾛ) インバランスリスク料は，附則４（発電量調整供給契約についての特別措置〔再生可能エネルギー発電設備〕）(5)ホにかかわらず，特例発電バランシンググループにおける30分ごとの発電量調整受電電力量（配電事業者の約款に定める発電量調整受電電力量を含みます。）にインバランスリスク単価を適用してえられる金額のその１月の合計（合計額が負となる場合は零といたします。）といたします。また，再生可能エネルギー予測誤差対応調整力確保料は，特例発電バランシンググループにおける30分ごとの発電量調整受電電力量（配電事業者の約款に定める発電量調整受電電力量を含みます。）に，再生可能エネルギー予測誤差対応単価を適用してえられる金額のその１月の合計といたします。 (ﾊ) 当社は，附則４（発電量調整供給契約についての特別措置〔再生可能エネルギー発電設備〕）(5)トにかかわらず，30分ごとの契約者が締結する特定契約または当社，配電事業者もしくは特定送配電事業者との再生可能エネルギー電気卸供給契約に係る発電量調整受電計画電力量を決定し，原則として発電量調整供給実施日の前々日の午後４時までに契約者に通知いたします。 また，当社は，当該発電量調整受電計画電力量の見直しを行ない，変更後の発電量調整受電計画電力量を決定し，原則として発電量調整供給実施日の前日午前６時までに契約者に再通知いたします。 なお，契約者は，必要に応じて発電量調整受電計画電力量の決定に必要となる事項に関する文書を当社に提出していただきます。 (ﾆ) ローカル系統における電気の潮流が系統安定度等にもとづき算定される運用可能な容量を超過し，または超過するおそれがある場合で，当社または配電事業者がノンファーム電源（配電事業者の約款に定めるノンファーム電源を含みます。）の出力の抑制に係る通知を発電者または契約者に行なったときは，(ﾊ)にかかわらず，契約者は，発電量調整受電計画電力量の見直しを行なっていただきます。 ハ　イにより発電量調整供給契約を締結する場合において，契約者が当社または配電事業者と再生可能エネルギー電気卸供給契約を締結し，指定した再生可能エネルギー発電設備から電気を調達するときの契約者の指定する発電バランシンググループ（ロにおいて，契約者が希望される場合を除きます。）に係るインバランスリスク料は，附則４（発電量調整供給契約についての特別措置〔再生可能エネルギー発電設備〕）(6)ロにかかわらず，特例発電バランシンググループにおける30分ごとの発電量調整受電電力量（配電事業者の約款に定める発電量調整受電電力量を含みます。）にインバランスリスク単価を適用してえられる金額のその１月の合計（合計額が負となる場合は零といたします。）といたします。 (9)　（略） (10)（略）
14　Ｎ－１電制の実施についての特別措置 (1)　当社は，39（給電指令の実施等）(2)イの場合で，発電量調整供給に係る発電設備等であって当社が特定契約を締結する再生可能エネルギー発電設備に対してＮ－１電制を実施したときは，39（給電指令の実施等）(~~10~~)にかかわらず，Ｎ－１電制時調達不足電力量の調達に要した費用の実費相当額から，30分ごとのＮ－１電制時調達不足電力量に再生可能エネルギー特別措置法施行規則第13条の３の４に定める回避可能費用単価（以下「回避可能費用単価」といいます。）に消費税等相当額を加えた金額を乗じてえた金額を差し引いた金額について，電力広域的運営推進機関が認める範囲においてＮ－１電制オペレーション費用として契約者にお支払いいたします。 (2)　当社は，39（給電指令の実施等）(2)イの場合で，発電量調整供給に係る発電設備等であって契	**14　Ｎ－１電制の実施についての特別措置** (1)　当社は，39（給電指令の実施等）(2)イの場合で，発電量調整供給に係る発電設備等であって当社が特定契約を締結する再生可能エネルギー発電設備に対してＮ－１電制を実施したときは，39（給電指令の実施等）(8)にかかわらず，Ｎ－１電制時調達不足電力量の調達に要した費用の実費相当額から，30分ごとのＮ－１電制時調達不足電力量に再生可能エネルギー特別措置法施行規則第13条の３の４に定める回避可能費用単価（以下「回避可能費用単価」といいます。）に消費税等相当額を加えた金額を乗じてえた金額を差し引いた金額について，電力広域的運営推進機関が認める範囲においてＮ－１電制オペレーション費用として契約者にお支払いいたします。 (2)　当社は，39（給電指令の実施等）(2)イの場合で，発電量調整供給に係る発電設備等であって契

旧（令和６年10月１日実施）	新（令和７年４月１日実施）
約者または特定送配電事業者が特定契約を締結する再生可能エネルギー発電設備に対してＮ－１電制を実施したときは，39（給電指令の実施等）(~~10~~)にかかわらず，Ｎ－１電制時調達不足電力量の調達に要した費用の実費相当額に，Ｎ－１電制が実施された発電設備を再度起動するために要した燃料費等の費用の実費およびＮ－１電制時調達不足電力量に当該特定契約に係る再生可能エネルギー特別措置法第３条第２項または第８条第１項に定める調達価格を乗じてえた金額を加えた金額から，Ｎ－１電制が実施されなかったとしたときにその発電設備がＮ－１電制時調達不足電力量を発電するのに要したであろう費用に相当する金額および30分ごとのＮ－１電制時調達不足電力量に回避可能費用単価に消費税等相当額を加えた金額を乗じてえた金額を差し引いた金額について，電力広域的運営推進機関が認める範囲においてＮ－１電制オペレーション費用として契約者または特定送配電事業者にお支払いいたします。 (3) 当社は，39（給電指令の実施等）(2)イの場合で，発電量調整供給に係る発電設備等であって再生可能エネルギー特別措置法第２条の２第１項に定める市場取引等により再生可能エネルギー電気を供給する事業に係る発電設備に対してＮ－１電制を実施したときは，39（給電指令の実施等）(~~10~~)にかかわらず，Ｎ－１電制時調達不足電力量の調達に要した費用の実費相当額に，Ｎ－１電制が実施された発電設備を再度起動するために要した燃料費等の費用の実費およびＮ－１電制時調達不足電力量に応じてえられる供給促進交付金の金額（再生可能エネルギー特別措置法第２条の４にもとづき算定される金額をいいます。）を加えた金額から，Ｎ－１電制が実施されなかったとしたときにその発電設備がＮ－１電制時調達不足電力量を発電するのに要したであろう費用に相当する金額を差し引いた金額について，電力広域的運営推進機関が認める範囲においてＮ－１電制オペレーション費用として発電契約者にお支払いいたします。	約者または特定送配電事業者が特定契約を締結する再生可能エネルギー発電設備に対してＮ－１電制を実施したときは，39（給電指令の実施等）(8)にかかわらず，Ｎ－１電制時調達不足電力量の調達に要した費用の実費相当額に，Ｎ－１電制が実施された発電設備等を再度起動するために要した燃料費等の費用の実費およびＮ－１電制時調達不足電力量に当該特定契約に係る再生可能エネルギー特別措置法第３条第２項または第８条第１項に定める調達価格を乗じてえた金額を加えた金額から，Ｎ－１電制が実施されなかったとしたときにその発電設備等がＮ－１電制時調達不足電力量を発電または放電するのに要したであろう費用に相当する金額および30分ごとのＮ－１電制時調達不足電力量に回避可能費用単価に消費税等相当額を加えた金額を乗じてえた金額を差し引いた金額について，電力広域的運営推進機関が認める範囲においてＮ－１電制オペレーション費用として契約者または特定送配電事業者にお支払いいたします。 (3) 当社は，39（給電指令の実施等）(2)イの場合で，発電量調整供給に係る発電設備等であって再生可能エネルギー特別措置法第２条の２第１項に定める市場取引等により再生可能エネルギー電気を供給する事業に係る発電設備等に対してＮ－１電制を実施したときは，39（給電指令の実施等）(8)にかかわらず，Ｎ－１電制時調達不足電力量の調達に要した費用の実費相当額に，Ｎ－１電制が実施された発電設備等を再度起動するために要した燃料費等の費用の実費およびＮ－１電制時調達不足電力量に応じてえられる供給促進交付金の金額（再生可能エネルギー特別措置法第２条の４にもとづき算定される金額をいいます。）を加えた金額から，Ｎ－１電制が実施されなかったとしたときにその発電設備等がＮ－１電制時調達不足電力量を発電または放電するのに要したであろう費用に相当する金額を差し引いた金額について，電力広域的運営推進機関が認める範囲においてＮ－１電制オペレーション費用として発電契約者にお支払いいたします。
15　系統連系受電サービス等についての特別措置 (1)　（略） (2)　（略） (3)　（略） (4)　契約者が特定契約を締結する再生可能エネルギー発電設備または再生可能エネルギー特別措置法第２条の２第１項に定める市場取引等により再生可能エネルギー電気を供給する事業に係る発電設備において，イに定める適用範囲に該当する場合の料金および必要となるその他の供給条件は，当分の間，次のとおりといたします。 イ　適　用　範　囲 原則として，令和６年３月31日までに再生可能エネルギー特別措置法第９条第４項に定める認定を受け，または，再生可能エネルギー特別措置法第７条にもとづいて落札された発電設備に適用いたします。 ロ　系統連系受電サービス料金等 22（系統連系受電サービス）(3)に定める系統連系受電サービス料金および41（契約超過金）(2)に定める契約超過金は申し受けません。 なお，発電場所において，イ以外の発電設備等（当社が特定契約を締結する発電設備を除きます。）が混在する場合またはイの発電設備が化石燃料を混焼するバイオマス発電設備の場合は，(ｲ)，(ﾛ)または(ﾊ)により，イ以外の部分に係る系統連系受電課金対象電力，系統連系受電サービスに係る発電量調整受電電力量または契約超過受電電力を定め，系統連系受電サービス料金および契約超過金を申し受けます。 (ｲ) 系統連系受電課金対象電力 a　イの発電設備が，化石燃料を混焼するバイオマス発電設備以外の場合 系統連系受電課金対象電力は，同時最大受電電力を発電出力等の比であん分してえた値から，発電設備等に係る供給地点のその１月の接続送電サービス契約電力（発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は，１接続送電サービスを適用した場合	**15　系統連系受電サービス等についての特別措置** (1)　（略） (2)　（略） (3)　（略） (4)　契約者が特定契約を締結する再生可能エネルギー発電設備または再生可能エネルギー特別措置法第２条の２第１項に定める市場取引等により再生可能エネルギー電気を供給する事業に係る発電設備等において，イに定める適用範囲に該当する場合の料金および必要となるその他の供給条件は，当分の間，次のとおりといたします。 イ　適　用　範　囲 原則として，令和６年３月31日までに再生可能エネルギー特別措置法第９条第４項に定める認定を受け，または，再生可能エネルギー特別措置法第７条にもとづいて落札された発電設備等に適用いたします。 ロ　系統連系受電サービス料金等 22（系統連系受電サービス）(3)に定める系統連系受電サービス料金および41（契約超過金）(2)に定める契約超過金は申し受けません。 なお，発電場所において，イ以外の発電設備等（当社が特定契約を締結する再生可能エネルギー発電設備を除きます。）が混在する場合またはイの発電設備等が化石燃料を混焼するバイオマス発電設備の場合は，(ｲ)，(ﾛ)または(ﾊ)により，イ以外の部分に係る系統連系受電課金対象電力，系統連系受電サービスに係る発電量調整受電電力量または契約超過受電電力を定め，系統連系受電サービス料金および契約超過金を申し受けます。 (ｲ) 系統連系受電課金対象電力 a　イの発電設備等が，化石燃料を混焼するバイオマス発電設備以外の場合 系統連系受電課金対象電力は，同時最大受電電力を発電出力等の比であん分してえた値から，発電設備等に係る供給地点のその１月の接続送電サービス契約電力（発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は，１接続送電サービスを適用した場合

旧（令和６年10月１日実施）	新（令和７年４月１日実施）
のその１月の接続送電サービス契約電力といたします。）を発電出力等の比であん分してえた値を差し引いた値といたします。ただし，差し引いた値が零を下回る場合の系統連系受電課金対象電力は，零といたします。 なお，あん分に必要となる発電出力は，契約者または発電契約者から当社へ通知していただきます。	のその１月の接続送電サービス契約電力といたします。）を発電出力等の比であん分してえた値を差し引いた値といたします。ただし，差し引いた値が零を下回る場合の系統連系受電課金対象電力は，零といたします。 なお，あん分に必要となる発電出力は，契約者または発電契約者から当社へ通知していただきます。
b　イの発電設備が，化石燃料を混焼するバイオマス発電設備の場合 系統連系受電課金対象電力は，同時最大受電電力を認定バイオマス比率であん分してえた値から，発電設備等に係る供給地点のその１月の接続送電サービス契約電力（発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は，１接続送電サービスを適用した場合のその１月の接続送電サービス契約電力といたします。）を認定バイオマス比率であん分してえた値を差し引いた値といたします。ただし，差し引いた値が零を下回る場合の系統連系受電課金対象電力は，零といたします。 なお，認定バイオマス比率は，発電量調整供給契約の申込みに際して契約者または発電契約者から当社に通知していただきます。 また，認定バイオマス比率を変更する場合は，すみやかに変更後の認定バイオマス比率を契約者または発電契約者から当社に通知していただきます。 ただし，認定バイオマス比率を用いることが困難な場合は，附則４（発電量調整供給契約についての特別措置［再生可能エネルギー発電設備］）(8)イに定める当該バイオマス発電設備のバイオマス比率等を基準として，契約者，発電契約者または発電者と当社との協議によって定めた比率といたします。	b　イの発電設備等が，化石燃料を混焼するバイオマス発電設備の場合 系統連系受電課金対象電力は，同時最大受電電力を認定バイオマス比率であん分してえた値から，発電設備等に係る供給地点のその１月の接続送電サービス契約電力（発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は，１接続送電サービスを適用した場合のその１月の接続送電サービス契約電力といたします。）を認定バイオマス比率であん分してえた値を差し引いた値といたします。ただし，差し引いた値が零を下回る場合の系統連系受電課金対象電力は，零といたします。 なお，認定バイオマス比率は，発電量調整供給契約の申込みに際して契約者または発電契約者から当社に通知していただきます。 また，認定バイオマス比率を変更する場合は，すみやかに変更後の認定バイオマス比率を契約者または発電契約者から当社に通知していただきます。 ただし，認定バイオマス比率を用いることが困難な場合は，附則４（発電量調整供給契約についての特別措置［再生可能エネルギー発電設備］）(8)イに定める当該バイオマス発電設備のバイオマス比率等を基準として，契約者，発電契約者または発電者と当社との協議によって定めた比率といたします。
(ﾛ)　発電量調整受電電力量 a　イの発電設備が，契約者が特定契約を締結する再生可能エネルギー発電設備の場合 イ以外の発電設備等に係る発電量調整受電電力量について，30（計量）(1)ただし書または附則４(発電量調整供給契約についての特別措置［再生可能エネルギー発電設備］)(7)ハもしくは(8)イに準じて算定いたします。 b　イの発電設備が，再生可能エネルギー特別措置法第２条の２第１項に定める市場取引等により再生可能エネルギー電気を供給する事業に係る発電設備の場合 イ以外の発電設備等に係る発電量調整受電電力量について，30（計量）(1)ただし書または附則４（発電量調整供給契約についての特別措置［再生可能エネルギー発電設備］）(7)ハに準じて算定いたします。ただし，化石燃料を混焼するバイオマス発電設備の場合は，発電量調整受電電力量から発電量調整受電電力量に当該バイオマス発電設備のバイオマス比率を乗じてえた値を差し引いた値にもとづき，算定いたします。 なお，バイオマス比率は，算定後すみやかに発電契約者または発電者から当社に通知していただきます。この場合，当社は，必要に応じて，バイオマス比率の算定根拠に関する文書を発電契約者または発電者から提出していただきます。	(ﾛ)　発電量調整受電電力量 a　イの発電設備等が，契約者が特定契約を締結する再生可能エネルギー発電設備の場合 イ以外の発電設備等に係る発電量調整受電電力量について，30（計量）(1)ただし書または附則４(発電量調整供給契約についての特別措置［再生可能エネルギー発電設備］)(7)ハもしくは(8)イに準じて算定いたします。 b　イの発電設備等が，再生可能エネルギー特別措置法第２条の２第１項に定める市場取引等により再生可能エネルギー電気を供給する事業に係る発電設備等の場合 イ以外の発電設備等に係る発電量調整受電電力量について，30（計量）(1)ただし書または附則４（発電量調整供給契約についての特別措置［再生可能エネルギー発電設備］）(7)ハに準じて算定いたします。ただし，化石燃料を混焼するバイオマス発電設備の場合は，発電量調整受電電力量から発電量調整受電電力量に当該バイオマス発電設備のバイオマス比率を乗じてえた値を差し引いた値にもとづき，算定いたします。 なお，バイオマス比率は，算定後すみやかに発電契約者または発電者から当社に通知していただきます。この場合，当社は，必要に応じて，バイオマス比率の算定根拠に関する文書を発電契約者または発電者から提出していただきます。
(ﾊ)　契約超過受電電力 a　イの発電設備が，化石燃料を混焼するバイオマス発電設備以外の場合 (a)　同時最大受電電力が発電設備等に係る供給地点の接続送電サービス契約電力（発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は，１接続送電サービスを適用した場合のその１月の接続送電サービス契約電力といたします。）を上回る場合または発電設備等に係る供給地点において電灯定額接続送電サービスが適用されている場合 契約超過受電電力は，その１月の最大連系電力等を発電出力等の比であん分してえた値から同時最大受電電力を発電出力等の比であん分してえた値を差し引いた値といたします。 (b)　同時最大受電電力が発電設備等に係る供給地点の接続送電サービス契約電力（発電設備	(ﾊ)　契約超過受電電力 a　イの発電設備等が，化石燃料を混焼するバイオマス発電設備以外の場合 (a)　同時最大受電電力が発電設備等に係る供給地点の接続送電サービス契約電力（発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は，１接続送電サービスを適用した場合のその１月の接続送電サービス契約電力といたします。）を上回る場合または発電設備等に係る供給地点において電灯定額接続送電サービスが適用されている場合 契約超過受電電力は，その１月の最大連系電力等を発電出力等の比であん分してえた値から同時最大受電電力を発電出力等の比であん分してえた値を差し引いた値といたします。 (b)　同時最大受電電力が発電設備等に係る供給地点の接続送電サービス契約電力（発電設備

旧（令和６年 10 月１日実施）	新（令和７年４月１日実施）
等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は，１接続送電サービスを適用した場合のその１月の接続送電サービス契約電力といたします。）を下回る場合 契約超過受電電力は，その１月の最大連系電力等を発電出力等の比であん分してえた値から発電設備等に係る供給地点のその１月の接続送電サービス契約電力（発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は，１接続送電サービスを適用した場合のその１月の接続送電サービス契約電力といたします。）を発電出力等の比であん分してえた値を差し引いた値といたします。ただし，差し引いた値が零を下回る場合は，契約超過金を申し受けません。	等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は，１接続送電サービスを適用した場合のその１月の接続送電サービス契約電力といたします。）を下回る場合 契約超過受電電力は，その１月の最大連系電力等を発電出力等の比であん分してえた値から発電設備等に係る供給地点のその１月の接続送電サービス契約電力（発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は，１接続送電サービスを適用した場合のその１月の接続送電サービス契約電力といたします。）を発電出力等の比であん分してえた値を差し引いた値といたします。ただし，差し引いた値が零を下回る場合は，契約超過金を申し受けません。
b　イの発電設備が，化石燃料を混焼するバイオマス発電設備の場合	b　イの発電設備等が，化石燃料を混焼するバイオマス発電設備の場合
(a)　同時最大受電電力が発電設備等に係る供給地点の接続送電サービス契約電力（発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は，１接続送電サービスを適用した場合のその１月の接続送電サービス契約電力といたします。）を上回る場合または発電設備等に係る供給地点において電灯定額接続送電サービスが適用されている場合 契約超過受電電力は，その１月の最大連系電力等を認定バイオマス比率であん分してえた値から同時最大受電電力を認定バイオマス比率であん分してえた値を差し引いた値といたします。	(a)　同時最大受電電力が発電設備等に係る供給地点の接続送電サービス契約電力（発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は，１接続送電サービスを適用した場合のその１月の接続送電サービス契約電力といたします。）を上回る場合または発電設備等に係る供給地点において電灯定額接続送電サービスが適用されている場合 契約超過受電電力は，その１月の最大連系電力等を認定バイオマス比率であん分してえた値から同時最大受電電力を認定バイオマス比率であん分してえた値を差し引いた値といたします。
(b)　同時最大受電電力が発電設備等に係る供給地点の接続送電サービス契約電力（発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は，１接続送電サービスを適用した場合のその１月の接続送電サービス契約電力といたします。）を下回る場合 契約超過受電電力は，その１月の最大連系電力等を認定バイオマス比率であん分してえた値から発電設備等に係る供給地点のその１月の接続送電サービス契約電力（発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は，１接続送電サービスを適用した場合のその１月の接続送電サービス契約電力といたします。）を認定バイオマス比率であん分してえた値を差し引いた値といたします。ただし，差し引いた値が零を下回る場合は，契約超過金を申し受けません。	(b)　同時最大受電電力が発電設備等に係る供給地点の接続送電サービス契約電力（発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は，１接続送電サービスを適用した場合のその１月の接続送電サービス契約電力といたします。）を下回る場合 契約超過受電電力は，その１月の最大連系電力等を認定バイオマス比率であん分してえた値から発電設備等に係る供給地点のその１月の接続送電サービス契約電力（発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は，１接続送電サービスを適用した場合のその１月の接続送電サービス契約電力といたします。）を認定バイオマス比率であん分してえた値を差し引いた値といたします。ただし，差し引いた値が零を下回る場合は，契約超過金を申し受けません。
(5)　揚水発電設備等が設置された受電地点において，揚水発電設備等により発電量調整供給に係る電気を発電または放電する場合，当該発電量調整供給に係る電気の電力量については，22（系統連系受電サービス）(3)ロに定める電力量料金を申し受けません。ただし，発電設備（当社が特定契約を締結する発電設備を除きます。）に揚水発電設備等が併設されている場合~~は，次のとおりといたします。~~	(5)　揚水発電設備等が設置された受電地点において，揚水発電設備等により発電量調整供給に係る電気を発電または放電する場合，当該発電量調整供給に係る電気の電力量については，22（系統連系受電サービス）(3)ロに定める電力量料金を申し受けません。ただし，発電設備（当社が特定契約を締結する再生可能エネルギー発電設備を除きます。）に揚水発電設備等が併設されている場合で，発電設備が(4)イに定める適用範囲に該当しないときは，発電契約者または発電者と当社との協議によりあらかじめ定めた方法によって系統連系受電サービスに係る発電量調整受電電力量を算定し，22（系統連系受電サービス）(3)ロに定める電力量料金を申し受けます。また，発電設備（当社が特定契約を締結する再生可能エネルギー発電設備を除きます。）に揚水発電設備等が併設されている場合で，発電設備が(4)イに定める適用範囲に該当し，かつ，再生可能エネルギー特別措置法第２条の２第１項に定める市場取引等により再生可能エネルギー電気を供給する事業に係る発電設備等が設置された受電地点に係る需要場所に接続供給され揚水または蓄電された電気を当該需要場所以外の需要場所に託送供給されるために発電または放電するときは，揚水発電設備等に係る系統連系受電課金対象電力および契約超過受電電力を(4)ロ(ｲ) a および(4)ロ(ﾊ) a に準じて定め，(4)にかかわらず，22（系統連系受電サービス）(3)イに定める基本料金から22（系統連系受電サービス）(3)ハ(ﾊ)に定める系統設備効率化割引額を差し引いた金額および41（契約超過金）(2)に定める契約超過金を申し受けます。
~~イ　発電設備が(4)イに定める適用範囲に該当する場合~~ ~~22（系統連系受電サービス）(3)に定める系統連系受電サービス料金および41（契約超過金）(2)に定める契約超過金を申し受けません。~~ ~~ロ　発電設備が(4)イに定める適用範囲に該当しない場合~~ ~~発電契約者または発電者と当社との協議によりあらかじめ定めた方法によって系統連系受電サービスに係る発電量調整受電電力量を算定し，22（系統連系受電サービス）(3)ロに定める電力量料金を申し受けます。~~	
(6)　発電設備等に係る供給地点において当社との電気の需給契約を締結している場合は，次のとおりといたします。 イ　18（料金）(3)ロにおいて，当社との電気の需給契約における料金の支払義務発生日を供給側料金算定日とみなします。	(6)　発電設備等に係る供給地点において当社との電気の需給契約を締結している場合は，次のとおりといたします。 イ　18（料金）(3)ロにおいて，当社との電気の需給契約における料金の支払義務発生日を供給側料金算定日とみなします。

旧（令和６年10月１日実施）	新（令和７年４月１日実施）
ロ　22（系統連系受電サービス）(2)における系統連系受電課金対象電力または41（契約超過金）(2)における契約超過受電電力の算定上，次のとおりといたします。 (ｲ)　当社との電気の需給契約において，定額電灯または公衆街路灯Ａ（契約負荷設備の総容量が400ボルトアンペア未満の場合に限ります。）が適用されている場合を電灯定額接続送電サービスが適用されている場合とみなします。 (ﾛ)　当社との電気の需給契約において，公衆街路灯Ａ（契約負荷設備の総容量が400ボルトアンペア以上の場合に限ります。）が適用されている場合，公衆街路灯Ａの契約負荷設備の総容量を電灯臨時定額接続送電サービスにおける契約負荷設備の総容量に準じて取り扱います。 (ﾊ)　当社との電気の需給契約における契約電力を接続送電サービス契約電力または臨時接続送電サービス契約電力とみなし，当社との電気の需給契約（(ｲ)または(ﾛ)の場合を除きます。）における契約負荷設備の総容量を電灯標準接続送電サービスにおける契約負荷設備の総容量，電灯時間帯別接続送電サービスにおける契約負荷設備の総容量，電灯従量接続送電サービスにおける契約負荷設備の総容量または電灯臨時接続送電サービスにおける契約負荷設備の総容量とみなします。	ロ　22（系統連系受電サービス）(2)における系統連系受電課金対象電力または41（契約超過金）(2)における契約超過受電電力の算定上，次のとおりといたします。 (ｲ)　当社との電気の需給契約において，定額電灯または公衆街路灯Ａ（契約負荷設備の総容量が400ボルトアンペア未満の場合に限ります。）が適用されている場合を電灯定額接続送電サービスが適用されている場合とみなします。 (ﾛ)　当社との電気の需給契約において，公衆街路灯Ａ（契約負荷設備の総容量が400ボルトアンペア以上の場合に限ります。）が適用されている場合，公衆街路灯Ａの契約負荷設備の総容量を電灯臨時定額接続送電サービスにおける契約負荷設備の総容量に準じて取り扱います。 (ﾊ)　当社との電気の需給契約における契約電力を接続送電サービス契約電力または臨時接続送電サービス契約電力とみなし，当社との電気の需給契約（(ｲ)または(ﾛ)の場合を除きます。）における契約負荷設備の総容量を電灯標準接続送電サービスにおける契約負荷設備の総容量，電灯時間帯別接続送電サービスにおける契約負荷設備の総容量，電灯従量接続送電サービスにおける契約負荷設備の総容量または電灯臨時接続送電サービスにおける契約負荷設備の総容量とみなします。
~~ハ　39（給電指令の実施等）(6)において，当社との電気の需給契約を結んだ者を需要者とみなします。~~ ~~ホ~~　53（契約の廃止）(5)または55（解約等）(6)において，当社との電気の需給契約を接続供給契約とみなします。	ハ　53（契約の廃止）(5)または55（解約等）(6)において，当社との電気の需給契約を接続供給契約とみなします。
(7)　（略）	(7)　（略）
~~16　令和７年３月31日までの給電指令の実施等についての特別措置~~ ~~この約款実施の日から令和７年３月31日までの期間における需要者の電気の使用または予備送電サービスの使用を制限または中止した場合の料金については，39（給電指令の実施等）(8)または(9)にかかわらず，次のとおりといたします。~~ ~~(1)　当社は，39（給電指令の実施等）(2)イ，ロ，ハまたは(3)によって，需要者の電気の使用を制限し，または中止した場合には，次の割引を行ない料金を算定いたします。ただし，その原因が契約者，発電契約者，発電者または需要者の責めとなる理由による場合は，その部分については割引いたしません。~~ ~~イ　低圧で供給する場合または高圧で供給する場合で，接続送電サービス契約電力もしくは臨時接続送電サービス契約電力が500キロワット未満となるとき。~~ ~~(ｲ)　割　引　の　対　象~~ ~~電灯定額接続送電サービスについては接続送電サービス料金とし，電灯臨時定額接続送電サービスおよび動力臨時定額接続送電サービスについては臨時接続送電サービス料金とし，その他については当該供給地点の接続送電サービスまたは臨時接続送電サービスの基本料金（力率割引または割増しの適用を受ける場合はその適用後の基本料金といたします。）といたします。ただし，33（料金の算定）(1)イ，ロ，ニ，ホ，ヘまたはリの場合は，制限または中止の日における契約内容に応じて算定される１月の金額といたします。~~ ~~(ﾛ)　割　　引　　率~~ ~~１月中の制限し，または中止した延べ日数１日ごとに４パーセントといたします。~~ ~~(ﾊ)　制限または中止延べ日数の計算~~ ~~延べ日数は，１日のうち延べ１時間以上制限し，または中止した日を１日として計算いたします。~~ ~~ロ　高圧で供給する場合で，接続送電サービス契約電力もしくは臨時接続送電サービス契約電力が500キロワット以上となるときまたは特別高圧で供給する場合~~	

旧（令和６年 10 月１日実施）	新（令和７年４月１日実施）
~~(ｲ) 割 引 の 対 象~~ ~~当該供給地点の力率割引または割増し後の接続送電サービスまたは臨時接続送電サービスの基本料金といたします。ただし，33 (料金の算定) (1)イ，ロ，ニ，ホ，ヘまたはリの場合は，制限または中止の日における契約内容に応じて算定される１月の金額といたします。~~ ~~(ﾛ) 割　　引　　率~~ ~~１月中の制限し，または中止した延べ時間数１時間ごとに0.2パーセントといたします。~~ ~~(ﾊ) 制限または中止延べ時間数の計算~~ ~~延べ時間数は，１回10分以上の制限または中止の延べ時間とし，１時間未満の端数を生じた場合は，30分以上は切り上げ，30分未満は切り捨てます。~~ ~~なお，制限時間については，次の算式によって修正したうえで合計いたします。~~ ~~(算　　式)~~ ~~a　接続供給電力を制限した場合~~ ~~H’＝　H×（D－d）／D~~ ~~H’＝　修正時間~~ ~~H　＝　制限時間~~ ~~D　＝　当該供給地点の接続送電サービス契約電力または臨時接続送電サービス契約電力~~ ~~d　＝　制限時間中の当該供給地点の接続供給電力の最大値~~ ~~b　接続供給電力量を制限した場合~~ ~~H’＝　H×（A－B）／A~~ ~~H’＝　修正時間~~ ~~H　＝　制限時間~~ ~~A　＝　制限指定時間中の当該供給地点の基準となる電力量~~ ~~B　＝　制限時間中の当該供給地点の接続供給電力量~~ ~~c　接続供給電力および接続供給電力量を同時に制限した時間については，ａによる修正時間またはｂによる修正時間のいずれか大きいものによります。~~ ~~(2) (1)による延べ日数または延べ時間数を計算する場合には，電気工作物の保守または増強のための工事の必要上当社が契約者に３日前までにお知らせして行なう制限または中止は，１月につき１日を限って計算に入れません。~~ ~~なお，契約者と当社との協議（分割接続供給の場合は，双方の契約者と当社との協議といたします。）が整った場合は，需要者に３日前までにお知らせしたことをもって契約者に３日前までにお知らせしたものとみなします。~~ ~~(3) 予備送電サービスの使用を制限し，または中止した場合には，(1)および(2)に準じて割引を行ない料金を算定いたします。~~	
1~~7~~　**分割接続供給についての特別措置** 契約者が，１需要場所において，当該契約者と当社による分割供給を行なうための分割接続供給を希望される場合，当社をこの約款の分割接続供給における契約者とみなします。	1**6**　**分割接続供給についての特別措置** 契約者が，１需要場所において，当該契約者と当社による分割供給を行なうための分割接続供給を希望される場合，当社をこの約款の分割接続供給における契約者とみなします。
	17　災害救助法が適用された場合等の特別措置 令和７年４月１日以降に当社供給区域において災害が発生し，原則として災害発生日から１年以内に，当社供給区域内の地域が災害救助法第２条第３項に定める災害発生市町村または本部所管区域市町村の区域（以下「災害救助法適用地域」といいます。）として公示された場合，または当該災害が激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第２条第１項に定める激甚災害として指定され当社供給区域内の地域がその対象地域となった場合で，災害救助法の公示日または激甚災害の指定日が属する月から６月後の月の末日までに，当該災害により被害を受けた需要者（原則として災害救助法適用地域または激甚災害の対象地域の需要者に限ります。）の供給地点に係る託送供給につ

旧（令和６年 10 月１日実施）	新（令和７年４月１日実施）
	いて当該需要者に対して電気の供給を行なう契約者からこの特別措置の適用の申出があるとき（当社が分割接続供給を行なう供給地点においては，双方の契約者から申出がある場合に限ります。）または当該災害により被害を受けた発電者（原則として災害救助法適用地域または激甚災害の対象地域の発電者に限ります。）の受電地点に係る発電量調整供給について当該発電者もしくは当該発電量調整供給に係る発電契約者からこの特別措置の適用の申出があるときの料金および必要となるその他の供給条件は次のとおりといたします。 なお，当社は，需要者または発電者の被害状況を確認するため，必要に応じてり災証明書の提示を求める等の措置を講ずることがあります。 (1) 災害により被害を受けた需要者の供給地点に係る接続送電サービス料金，臨時接続送電サービス料金および予備送電サービス料金について，災害発生日が属する月の前月の料金（支払期日が災害発生日以降となるものに限ります。）および災害発生日が属する月からその翌々月までの料金の供給側料金算定日を，18（料金）(1)にかかわらず，それぞれ１月延期いたします。 (2) 災害により被害を受けた需要者の供給地点において，災害により被害を受けたときから引き続きまったく電気を使用しない場合には，災害発生日が属する月から６月後の月の末日までの間は，料金の算定期間ごとに次の割引を行ない料金を算定いたします。 イ 割 引 の 対 象 電灯定額接続送電サービスについては接続送電サービス料金とし，電灯臨時定額接続送電サービスおよび動力臨時定額接続送電サービスについては臨時接続送電サービス料金とし，その他については当該供給地点の接続送電サービスまたは臨時接続送電サービスの基本料金（力率割引または割増しの適用を受ける場合はその適用後の基本料金といたします。）といたします。ただし，33（料金の算定）(1)イ，ロ，ニ，ホ，ヘまたはリの場合は，まったく電気を使用しない日における契約内容に応じて算定される１月の金額といたします。 ロ 割 引 率 ハに定める割引日数１日ごとに４パーセントといたします。 ハ 割 引 日 数 割引日数は，各月の料金の算定期間における，災害により被害を受けたときから引き続きまったく電気を使用しない期間の日数とし，30分ごとの接続供給電力量等にもとづき当社との協議によって定めます。 (3) 災害により被害を受けた需要者の供給地点において，災害により被害を受けたときから引き続きまったく予備送電サービスを使用しない場合には，災害発生日が属する月から６月後の月の末日までの間は，料金の算定期間ごとに(2)に準じて割引を行ない予備送電サービス料金を算定いたします。 (4) 災害により被害を受けた需要者の供給地点において，災害により被害を受けたときから引き続きまったく電気を使用しないで，契約者が当該供給地点に係る接続供給を廃止された後，契約者が新たに当該供給地点に係る接続供給の申込みを行なった場合で，その申込みが災害発生日が属する月の６月後の月の末日までに行なわれ，かつ，その申込みが災害により被害を受けたときの当該供給地点に係る接続送電サービス契約電力等をこえないとき（分割接続供給の場合は，その申込みにもとづく１供給地点につき，１接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービス契約電力等が，災害により被害を受けたときの１供給地点につき，１接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービス契約電力等をこえないときに限ります。）は，69（供給地点への供給設備の工事費負担金）にかかわらず，その工事費負担金を申し受けません。 (5) 契約者が，災害により被害を受けた需要者の供給地点において，再建等のため，20（臨時接続送電サービス）の申込みを行なった場合で，その申込みが災害発生日が属する月の６月後の月の末日までに行なわれたときは，72（臨時工事費）にかかわらず，その臨時工事費を申し受けません。 (6) 災害により被害を受けた需要者の供給地点において，電気設備が災害のため復旧まで一時使用

旧（令和６年 10 月１日実施）	新（令和７年４月１日実施）
	不能となった場合，18（料金）(1)にかかわらず，災害発生日が属する月から６月後の月の末日までの間は，その使用不能設備に相当する接続送電サービスの基本料金，臨時接続送電サービスの基本料金および予備送電サービス料金の割引を行ない料金を算定いたします。 (7) 契約者が，災害により被害を受けた需要者の供給地点において，再建等のため，引込線，計量器，その付属装置，区分装置および通信設備等の取付位置の変更の申込みを災害発生日が属する月の６月後の月の末日までに行なった場合で，その供給方法が災害により被害を受けたときの供給方法と同一であるときは，62（引込線の接続），63（計量器等の取付け）および64（通信設備等の施設）にかかわらず，原則として，その初回の工事に要した実費または実費相当額を申し受けません。 (8) 災害により被害を受けた需要者の供給地点において，当社が分割接続供給を行なう場合で，(2)または(6)によって割引を行ない接続送電サービス料金または臨時接続送電サービス料金を算定するときは，(9)または(10)による料金の調整を行なうために，１供給地点につき，１接続送電サービスまたは１臨時接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービス料金または臨時接続送電サービス料金を，(2)または(6)に準じて割引を行ない算定いたします。 (9) 災害により被害を受けた需要者の供給地点において，当社が分割接続供給を行ない，かつ，(2)または(6)によって割引を行ない接続送電サービス料金を算定する場合で，それぞれの契約者に係る接続送電サービス料金の合計と，(8)によって算定された１供給地点につき，１接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービス料金との間に差が生ずるときは，33（料金の算定）(12)に準じて接続送電サービス料金の調整を行ないます。 (10) 災害により被害を受けた需要者の供給地点において，当社が分割接続供給を行ない，かつ，(2)または(6)によって割引を行ない臨時接続送電サービス料金を算定する場合で，それぞれの契約者に係る臨時接続送電サービス料金の合計と，(8)によって算定された１供給地点につき，１臨時接続送電サービスを適用した場合の臨時接続送電サービス料金との間に差が生ずるときは，33（料金の算定）(13)に準じて臨時接続送電サービス料金の調整を行ないます。 (11) 災害により被害を受けた需要者の供給地点において，当社が分割接続供給を行なう場合で，(3)または(6)によって割引を行ない予備送電サービス料金を算定するときは，(12)による料金の調整を行なうために，１供給地点につき，１予備送電サービスを適用した場合の予備送電サービス料金を，(3)または(6)に準じて割引を行ない算定いたします。 (12) 災害により被害を受けた需要者の供給地点において，当社が分割接続供給を行ない，かつ，予備送電サービスをあわせて適用し，(3)または(6)によって割引を行ない予備送電サービス料金を算定する場合で，それぞれの契約者に係る予備送電サービス料金の合計と，(11)によって算定された１供給地点につき，１予備送電サービスを適用した場合の予備送電サービス料金との間に差が生ずるときは，33（料金の算定）(14)に準じて予備送電サービス料金の調整を行ないます。 (13) 災害により被害を受けた発電者の受電地点に係る系統連系受電サービス料金について，災害発生日が属する月の前月の料金（支払期日が災害発生日以降となるものに限ります。），および災害発生日が属する月からその翌々月までの料金の支払期日を，34（支払義務の発生および支払期日）にかかわらず，それぞれ１月延期いたします。 (14) 災害により被害を受けた発電者の受電地点において，災害により被害を受けたときから引き続きまったく発電または放電しない場合（他の発電量調整供給契約等と同一計量する場合等は，すべての発電量調整供給等に係る発電量調整受電電力量等が零であるときに限ります。）には，災害発生日が属する月から６月後の月の末日までの間は，料金の算定期間ごとに次の割引を行ない料金を算定いたします。 イ　割 引 の 対 象 当該受電地点の系統連系受電サービスの基本料金から系統設備効率化割引額を差し引いた金額といたします。ただし，33（料金の算定）(1)イ，ハ，ニ，トまたはチの場合は，まったく電気を発電または放電しない日における契約内容に応じて算定される１月の金額といたします。

旧（令和６年10月１日実施）	新（令和７年４月１日実施）
	ロ　割　　引　　率 　ハに定める割引日数１日ごとに４パーセントといたします。 ハ　割　引　日　数 　割引日数は，各月の料金の算定期間における，災害により被害を受けたときから引き続きまったく電気を発電または放電しない期間の日数とし，30分ごとの発電量調整受電電力量等にもとづき当社との協議によって定めます。 (15) 災害により被害を受けた発電者の受電地点において，発電設備等が災害のため復旧まで一時運転不能となった場合，18（料金）(3)にかかわらず，災害発生日が属する月から６月後の月の末日までの間は，その運転不能設備に相当する系統連系受電サービスの基本料金の割引を行ない料金を算定いたします。 　なお，この場合，その運転不能設備に相当する系統連系受電サービスの系統設備効率化割引は適用いたしません。
別　　表 10　需要計画・調達計画・販売計画 　需要計画・調達計画・販売計画の通知の期限および通知の内容は次のとおりといたします。	別　　表 10　需要計画・調達計画・販売計画 　需要計画・調達計画・販売計画の通知の期限および通知の内容は次のとおりといたします。

旧（令和６年10月１日実施）

対象　期間		年間計画（第１年度，第２年度）	月間計画（翌月，翌々月）	週間計画（翌週，翌々週）	翌々日計　画	翌日計画	当日計画
通知の期　限		毎年10月31日	毎月１日	毎週水曜日午前10時	毎日午前10時	毎日午前12時	30分ごとの実需給の開始時刻の１時間前
通知の内容	需要想定値	各月の平日および休日の接続対象電力の最大値および最小値	各週の平日および休日の接続対象電力の最大値および最小値	電力広域的運営推進機関が指定する時刻の日ごとの接続対象電力	~~週間計画と同一の時刻の接続対象電力~~	30分ごとの接続対象電力量	
	需要想定値に対する調達計画・販売計画	各月の平日および休日の接続対象電力の最大値および最小値に対する発電契約者，契約者または需要抑制契約者毎の調達分および販売分の計画値	各週の平日および休日の接続対象電力の最大値および最小値に対する発電契約者，契約者または需要抑制契約者毎の調達分および販売分の計画値	電力広域的運営推進機関が指定する時刻の日ごとの接続対象電力に対する発電契約者，契約者または需要抑制契約者毎の調達分および販売分の計画値	~~週間計画と同一の時刻の接続対象電力に対する発電契約者，契約者または需要抑制契約者毎の調達分および販売分の計画値~~	30分ごとの接続対象電力量に対する発電契約者，契約者または需要抑制契約者毎の調達分および販売分の計画値	
		供給力未調達分の計画値（自己等への電気の供給を行なう場合を除きます。）				—	

（注１）需要計画・調達計画・販売計画は，当社所定の様式により提出していただきます。
（注２）年度とは，４月１日から翌年の３月31日までの期間といたします。
（注３）当社が供給区域の詳細な需給状況を把握する必要がある場合は，より詳細な断面を提出していただく場合があります。

11　発電計画・調達計画・販売計画

発電計画・調達計画・販売計画の通知の期限および通知の内容は次のとおりといたします。

新（令和７年４月１日実施）

対象　期間		年間計画（第１年度，第２年度）	月間計画（翌月，翌々月）	週間計画（翌週，翌々週）	翌々日計　画	翌日計画	当日計画
通知の期　限		毎年10月31日	毎月１日	毎週水曜日午前10時	毎日午前10時	毎日午前12時	30分ごとの実需給の開始時刻の１時間前
通知の内容	需要想定値	各月の平日および休日の接続対象電力の最大値および最小値	各週の平日および休日の接続対象電力の最大値および最小値	電力広域的運営推進機関が指定する時刻の日ごとの接続対象電力	30分ごとの接続対象電力量		
	需要想定値に対する調達計画・販売計画	各月の平日および休日の接続対象電力の最大値および最小値に対する発電契約者，契約者または需要抑制契約者毎の調達分および販売分の計画値	各週の平日および休日の接続対象電力の最大値および最小値に対する発電契約者，契約者または需要抑制契約者毎の調達分および販売分の計画値	電力広域的運営推進機関が指定する時刻の日ごとの接続対象電力に対する発電契約者，契約者または需要抑制契約者毎の調達分および販売分の計画値	30分ごとの接続対象電力量に対する発電契約者，契約者または需要抑制契約者毎の調達分および販売分の計画値		
		供給力未調達分の計画値（自己等への電気の供給を行なう場合を除きます。）			—		

（注１）需要計画・調達計画・販売計画は，当社所定の様式により提出していただきます。
（注２）年度とは，４月１日から翌年の３月31日までの期間といたします。
（注３）当社が供給区域の詳細な需給状況を把握する必要がある場合は，より詳細な断面を提出していただく場合があります。

11　発電計画・調達計画・販売計画

発電計画・調達計画・販売計画の通知の期限および通知の内容は次のとおりといたします。

旧（令和６年 10 月１日実施）

対 象 期 間		年間計画（第１年度，第２年度）	月間計画（翌月，翌々月）	週間計画（翌週，翌々週）	翌々日計 画	翌日計画	当日計画
通知の期 限		毎年 10 月 31 日	毎月１日	毎週水曜日 午前 10 時	毎日 午前 10 時	毎日 午前 12 時	原則として 30 分ごとの実需給の開始時刻の１時間前
通知の内容	発電計画	各月の平日および休日の発電量調整受電電力の最大値および最小値	各週の平日および休日の発電量調整受電電力の最大値および最小値	電力広域的運営推進機関が指定する時刻の日ごとの発電量調整受電電力	~~週間計画と同一の時刻の発電量調整受電電力~~	30 分ごとの発電量調整受電電力量	
	調達計画・販売計画	各月の平日および休日の発電量調整受電電力の最大値および最小値に対する契約者，発電契約者または需要抑制契約者毎の調達分および販売分の計画値	各週の平日および休日の発電量調整受電電力の最大値および最小値に対する契約者，発電契約者または需要抑制契約者毎の調達分および販売分の計画値	電力広域的運営推進機関が指定する時刻の日ごとの発電量調整受電電力に対する契約者，発電契約者または需要抑制契約者毎の調達分および販売分の計画値	~~週間計画と同一の時刻の発電量調整受電電力に対する発電契約者，契約者または需要抑制契約者毎の調達分および販売分の計画値~~	30 分ごとの発電量調整受電電力量に対する契約者，発電契約者または需要抑制契約者毎の調達分および販売分の計画値	
	発電設備等の停止計画	作業の開始日時，作業の終了日時，停止内容，その他必要な項目		―	―	―	
				計画外作業			
				計画作業の変更分			

（注１）発電計画・調達計画・販売計画は，当社所定の様式により提出していただきます。
（注２）年度とは，４月１日から翌年の３月31日までの期間といたします。
（注３）当社が系統運用上必要な場合および料金の算定上必要な場合は，発電場所別の発電計画もあわせて提出していただきます。
（注４）計画外作業及び計画作業の変更分については，発生のつど，すみやかに提出していただきます。
（注５）当社が供給区域の詳細な需給状況を把握する必要がある場合は，より詳細な断面を提出してい

新（令和７年４月１日実施）

対 象 期 間		年間計画（第１年度，第２年度）	月間計画（翌月，翌々月）	週間計画（翌週，翌々週）	翌々日計 画	翌日計画	当日計画
通知の期 限		毎年 10 月 31 日	毎月１日	毎週水曜日 午前 10 時	毎日 午前 10 時	毎日 午前 12 時	原則として 30 分ごとの実需給の開始時刻の１時間前
通知の内容	発電計画	各月の平日および休日の発電量調整受電電力の最大値および最小値	各週の平日および休日の発電量調整受電電力の最大値および最小値	電力広域的運営推進機関が指定する時刻の日ごとの発電量調整受電電力	30 分ごとの発電量調整受電電力量		
	調達計画・販売計画	各月の平日および休日の発電量調整受電電力の最大値および最小値に対する契約者，発電契約者または需要抑制契約者毎の調達分および販売分の計画値	各週の平日および休日の発電量調整受電電力の最大値および最小値に対する契約者，発電契約者または需要抑制契約者毎の調達分および販売分の計画値	電力広域的運営推進機関が指定する時刻の日ごとの発電量調整受電電力に対する契約者，発電契約者または需要抑制契約者毎の調達分および販売分の計画値	30 分ごとの発電量調整受電電力量に対する契約者，発電契約者または需要抑制契約者毎の調達分および販売分の計画値		
	発電設備等の停止計画	作業の開始日時，作業の終了日時，停止内容，その他必要な項目		―	―		
				計画外作業			
				計画作業の変更分			

（注１）発電計画・調達計画・販売計画は，当社所定の様式により提出していただきます。
（注２）年度とは，４月１日から翌年の３月31日までの期間といたします。
（注３）当社が系統運用上必要な場合および料金の算定上必要な場合は，発電場所別の発電計画もあわせて提出していただきます。
（注４）計画外作業及び計画作業の変更分については，発生のつど，すみやかに提出していただきます。
（注５）当社が供給区域の詳細な需給状況を把握する必要がある場合は，より詳細な断面を提出してい

<table>
<tr><th>旧（令和６年 10 月１日実施）</th><th>新（令和７年４月１日実施）</th></tr>
<tr><td>ただく場合があります。</td><td>ただく場合があります。</td></tr>
<tr><td>12　需要抑制計画・調達計画・販売計画・ベースライン
需要抑制計画・調達計画・販売計画・ベースラインの通知の期限および通知の内容は次のとおりといたします。</td><td>12　需要抑制計画・調達計画・販売計画・ベースライン
需要抑制計画・調達計画・販売計画・ベースラインの通知の期限および通知の内容は次のとおりといたします。</td></tr>
<tr><td>
<table>
<tr><th colspan="2">対 象　期 間</th><th>年間計画（第１年度，第２年度）</th><th>月間計画（翌月，翌々月）</th><th>週間計画（翌週，翌々週）</th><th>翌々日計　画</th><th>翌日計画</th><th>当日計画</th></tr>
<tr><td colspan="2">通知の期　限</td><td>毎年
10 月 31 日</td><td>毎月１日</td><td>毎週水曜日
午前 10 時</td><td>毎日
午前 10 時</td><td>毎日
午前 12 時</td><td>30 分ごとの実需給の開始時刻の１時間前</td></tr>
<tr><td rowspan="3">通知の内容</td><td>需要抑制計画</td><td>各月の平日および休日の需要抑制量調整受電電力の最大値および最小値</td><td>各週の平日および休日の需要抑制量調整受電電力の最大値および最小値</td><td>電力広域的運営推進機関が指定する時刻の日ごとの需要抑制量調整受電電力</td><td>~~週間計画と同一の時刻の需要抑制量調整受電電力~~</td><td colspan="2">30 分ごとの需要抑制量調整受電電力量</td></tr>
<tr><td>調達計画・販売計画</td><td>各月の平日および休日の需要抑制量調整受電電力の最大値および最小値に対する契約者，発電契約者または需要抑制契約者毎の調達分および販売分の計画値</td><td>各週の平日および休日の需要抑制量調整受電電力の最大値および最小値に対する契約者，発電契約者または需要抑制契約者毎の調達分および販売分の計画値</td><td>電力広域的運営推進機関が指定する時刻の日ごとの需要抑制量調整受電電力に対する契約者，発電契約者または需要抑制契約者毎の調達分および販売分の計画値</td><td>~~週間計画と同一の時刻の需要抑制量調整受電電力に対する契約者，発電契約者または需要抑制契約者毎の調達分および販売分の計画値~~</td><td colspan="2">30 分ごとの需要抑制量調整受電電力量に対する契約者，発電契約者または需要抑制契約者毎の調達分および販売分の計画値</td></tr>
<tr><td>ベースライン</td><td>―</td><td>―</td><td>―</td><td>―</td><td>―</td><td>30 分ごとの値</td></tr>
</table>
（注１）需要抑制計画・調達計画・販売計画・ベースラインは，当社所定の様式により提出していただきます。
（注２）年度とは，４月１日から翌年の３月31日までの期間といたします。
（注３）当社が供給区域の詳細な需給状況を把握する必要がある場合は，より詳細な断面を提出していただく場合があります。</td><td>
<table>
<tr><th colspan="2">対 象　期 間</th><th>年間計画（第１年度，第２年度）</th><th>月間計画（翌月，翌々月）</th><th>週間計画（翌週，翌々週）</th><th>翌々日計　画</th><th>翌日計画</th><th>当日計画</th></tr>
<tr><td colspan="2">通知の期　限</td><td>毎年
10 月 31 日</td><td>毎月１日</td><td>毎週水曜日
午前 10 時</td><td>毎日
午前 10 時</td><td>毎日
午前 12 時</td><td>30 分ごとの実需給の開始時刻の１時間前</td></tr>
<tr><td rowspan="3">通知の内容</td><td>需要抑制計画</td><td>各月の平日および休日の需要抑制量調整受電電力の最大値および最小値</td><td>各週の平日および休日の需要抑制量調整受電電力の最大値および最小値</td><td>電力広域的運営推進機関が指定する時刻の日ごとの需要抑制量調整受電電力</td><td colspan="3">30 分ごとの需要抑制量調整受電電力量</td></tr>
<tr><td>調達計画・販売計画</td><td>各月の平日および休日の需要抑制量調整受電電力の最大値および最小値に対する契約者，発電契約者または需要抑制契約者毎の調達分および販売分の計画値</td><td>各週の平日および休日の需要抑制量調整受電電力の最大値および最小値に対する契約者，発電契約者または需要抑制契約者毎の調達分および販売分の計画値</td><td>電力広域的運営推進機関が指定する時刻の日ごとの需要抑制量調整受電電力に対する契約者，発電契約者または需要抑制契約者毎の調達分および販売分の計画値</td><td colspan="3">30 分ごとの需要抑制量調整受電電力量に対する契約者，発電契約者または需要抑制契約者毎の調達分および販売分の計画値</td></tr>
<tr><td>ベースライン</td><td>―</td><td>―</td><td>―</td><td>―</td><td>―</td><td>30 分ごとの値</td></tr>
</table>
（注１）需要抑制計画・調達計画・販売計画・ベースラインは，当社所定の様式により提出していただきます。
（注２）年度とは，４月１日から翌年の３月31日までの期間といたします。
（注３）当社が供給区域の詳細な需給状況を把握する必要がある場合は，より詳細な断面を提出していただく場合があります。</td></tr>
</table>

［託送供給等約款　別冊　系統連系技術要件］

旧（令和６年 10 月１日実施）	新（令和７年４月１日実施）
系　統　連　系　技　術　要　件 「託送供給等約款別冊」 （低　圧　版） 令和~~6~~年~~10~~月~~1~~日実施 沖　縄　電　力　株　式　会　社	系　統　連　系　技　術　要　件 「託送供給等約款別冊」 （低　圧　版） 令和7年4月1日実施 沖　縄　電　力　株　式　会　社

旧（令和６年10月１日実施）	新（令和７年４月１日実施）

目　　次

Ⅰ　総　　則 …… 1
1　目　　的 …… 1
2　適用の範囲 …… 1
3　協　　議 …… 1
Ⅱ　発電設備等の接続に必要な技術要件 …… 2
4　電気方式 …… 2
5　運転可能周波数 …… 2
6　力　　率 …… 3
7　高　調　波 …… 3
8　需給バランス制約による発電出力の抑制 …… 3
9　送電容量制約による発電設備等の出力の抑制 …… 4
10　不要解列の防止 …… 4
11　保護装置の設置場所 …… ~~7~~
12　保護リレーの設置相数 …… ~~7~~
13　保護装置の設置 …… ~~8~~
14　解列箇所 …… ~~9~~
~~15~~　接地方式 …… ~~9~~
~~16~~　直流流出防止変圧器の設置 …… ~~10~~
~~17~~　電圧変動 …… ~~10~~
~~18~~　短絡容量 …… ~~12~~
~~19~~　過電流引き外し素子を有する遮断器の設置 …… ~~12~~
~~20~~　発電設備等の種類 …… ~~12~~
~~21~~　サイバーセキュリティ対策 …… ~~13~~
~~22~~　発電機諸元 …… ~~13~~
Ⅲ　需要設備の接続に必要な技術要件 …… ~~15~~
~~23~~　力率の保持 …… ~~15~~
~~24~~　保護装置の設置 …… ~~15~~

目　　次

Ⅰ　総　　則 …… 1
1　目　　的 …… 1
2　適用の範囲 …… 1
3　協　　議 …… 1
Ⅱ　発電設備等の接続に必要な技術要件 …… 2
4　電気方式 …… 2
5　運転可能周波数・並列時許容周波数 …… 2
6　力　　率 …… 3
7　高　調　波 …… 3
8　需給バランス制約による発電出力の抑制 …… 3
9　送電容量制約による発電設備等の出力の抑制 …… 4
10　不要解列の防止 …… 4
11　保護装置の設置場所 …… 8
12　保護リレーの設置相数 …… 8
13　保護装置の設置 …… 9
14　解列箇所 …… 10
15　発電機運転制御装置の付加 …… 10
16　接地方式 …… 11
17　直流流出防止変圧器の設置 …… 11
18　電圧変動 …… 11
19　短絡容量 …… 14
20　過電流引き外し素子を有する遮断器の設置 …… 14
21　発電設備等の種類 …… 14
22　サイバーセキュリティ対策 …… 15
23　発電機諸元 …… 15
Ⅲ　需要設備の接続に必要な技術要件 …… 17
24　力率の保持 …… 17
25　保護装置の設置 …… 17

旧（令和６年10月１日実施）	新（令和７年４月１日実施）
Ⅱ　発電設備等の接続に必要な技術要件	**Ⅱ　発電設備等の接続に必要な技術要件**
発電者の発電設備等を当社の系統に連系する場合は，電気設備に関する技術基準に加え，以下の項目について遵守していただきます。なお，需要者が発電設備等を当社の供給設備に電気的に接続して使用する場合，逆潮流の有無に係らず，本要件を適用していただきます。	発電者の発電設備等を当社の系統に連系する場合は，電気設備に関する技術基準に加え，以下の項目について遵守していただきます。なお，需要者が発電設備等を当社の供給設備に電気的に接続して使用する場合，逆潮流の有無に係らず，本要件を適用していただきます。
５　運転可能周波数	**５　運転可能周波数**・並列時許容周波数
	(1)　運転可能周波数
発電設備等の連続運転可能周波数及び運転可能周波数は，次のとおりとしていただきます。 連続運転可能周波数：58.2Hzを超え61.0Hz以下 運転可能周波数　　：57.0Hz以上61.8Hz以下 なお，周波数低下時の運転継続時間は，58.2Hzでは10分程度以上，57.6Hzでは1分程度以上としていただきます。また，周波数低下リレーの整定値は，原則として，検出レベルは57.0Hzとし，検出時限は自動再閉路時間と協調が取れる範囲の最大値としていただきます。（協調が取れる範囲の最大値：２秒） ただし，逆変換装置を用いた発電設備等でFRT要件非適用の設備については，この限りではありません。	発電設備等の連続運転可能周波数及び運転可能周波数は，次のとおりとしていただきます。 連続運転可能周波数：58.2Hzを超え61.0Hz以下 運転可能周波数　　：57.0Hz以上61.8Hz以下 なお，周波数低下時の運転継続時間は，58.2Hzでは10分程度以上，57.6Hzでは1分程度以上としていただきます。また，周波数低下リレーの整定値は，原則として，検出レベルは57.0Hzとし，検出時限は自動再閉路時間と協調が取れる範囲の最大値としていただきます。（協調が取れる範囲の最大値：２秒） ただし，逆変換装置を用いた発電設備等でFRT要件非適用の設備については，この限りではありません。
	(2)　並列時許容周波数
	系統周波数を適正値に維持する必要があるため，並列時の周波数は並列時許容周波数以内としていただきます。なお，並列時許容周波数は，標準周波数＋0.1Hz以下（設定可能範囲：標準周波数＋0.1 ～＋1.0Hz）とします。ただし，離島など系統固有の事由等により個別に協議させていただく場合があります。
８　需給バランス制約による発電設備等の出力の抑制	**８　需給バランス制約による発電設備等の出力の抑制**
逆潮流のある発電設備等のうち，太陽光発電設備及び風力発電設備ならびに蓄電池には，当社の求めに応じて，当社からの遠隔制御により0%から100%の範囲（1%刻み）で出力（自家消費分を除くことも可）の抑制ができる機能を有する逆変換装置やその他必要な設備を設置する等の対策を実施していただきます。なお，ウィンドファームとしての運用がない風力発電所やウィンドファームコントローラーがない風力発電所については，技術的制約を踏まえ個別協議とさせていただきます。	逆潮流のある発電設備等のうち，太陽光発電設備及び風力発電設備ならびに蓄電池には，当社の求めに応じて，当社からの遠隔制御により0%から100%の範囲（1%刻み）で出力（自家消費分を除くことも可）の抑制ができる機能を有する逆変換装置やその他必要な設備を設置する等の対策を実施していただきます。なお，ウィンドファームとしての運用がない風力発電所やウィンドファームコントローラーがない風力発電所については，技術的制約を踏まえ個別協議とさせていただきます。

旧（令和６年10月１日実施）	新（令和７年４月１日実施）
逆潮流のある火力発電設備及びバイオマス発電設備（ただし，再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則〔平成24年経済産業省令第46号〕に定める地域資源バイオマス発電設備であって，燃料貯蔵や技術に由来する制約等により出力の抑制が困難なものを除く）は，発電出力を技術的に合理的な範囲で最大限抑制し，多くとも50%以下に抑制するために必要な機能を具備していただきます。なお，停止による対応も可能とします。また，自家消費を主な目的とした発電設備等については，個別の事情を踏まえ対策の内容を協議させていただきます。	逆潮流のある火力発電設備及びバイオマス発電設備（ただし，再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則〔平成24年経済産業省令第46号〕に定める地域資源バイオマス発電設備であって，燃料貯蔵や技術に由来する制約等により出力の抑制が困難なものを除きます。）は，発電出力を技術的に合理的な範囲で最大限抑制し，その最低出力を発電端の定格出力に対して，火力発電設備（混焼バイオマス発電設備を含みます。）については多くとも30%以下，バイオマス発電設備については多くとも50%以下に抑制するために必要な機能を具備していただきます。なお，停止による対応も可能とします。また，自家消費を主な目的とした発電設備等については，個別の事情を踏まえ対策の内容を協議させていただきます。実証設備の実証期間中の扱いについては，　技術的制約を踏まえ個別に協議させていただき，実証期間終了後は，再協議させていただきます。 **15　発電機運転制御装置の付加** (1)　周波数調整のための機能 イ　出力低下防止機能 火力発電設備およびコージェネレーション（ガスタービン・ガスエンジンを採用したコージェネレーションを除きます。）は，周波数58.8Hzまでは発電機出力を低下しない，周波数58.8Hz以下については，1.2Hz低下するごとに5%以内の出力低下に抑える，または，一度出力低下しても回復する機能もしくは装置を具備すること。 なお，周波数変動に鋭敏な負荷設備や，構内設備（発電用所内電源を除きます。）への電源供給維持のため，自立運転に移行する必要がある自家用発電設備等については，対策内容を協議させていただきます。
15　接地方式 接地方式は，連系する系統に適合した方式としていただきます。	**16　接地方式** 接地方式は，連系する系統に適合した方式としていただきます。
16　直流流出防止変圧器の設置 逆変換装置を用いて発電設備等を連系する場合は，逆変換装置から直流が系統へ流出することを防止するために，受電地点と逆変換装置との間に変圧器（単巻変圧器を除きます。）を設置していただきます。 ただし，次のすべての条件に適合する場合は，変圧器の設置を省略することができます。 (1) 略	**17　直流流出防止変圧器の設置** 逆変換装置を用いて発電設備等を連系する場合は，逆変換装置から直流が系統へ流出することを防止するために，受電地点と逆変換装置との間に変圧器（単巻変圧器を除きます。）を設置していただきます。 ただし，次のすべての条件に適合する場合は，変圧器の設置を省略することができます。 (1) 略

旧（令和６年10月１日実施）	新（令和７年４月１日実施）
(2) 略	(2) 略
~~17~~ **電圧変動**	18 **電圧変動**
(1) 常時電圧変動対策 連系する系統における低圧需要家の電圧を適正値（標準電圧100Vに対しては101±6V，標準電圧200Vに対しては202±20V）以内に維持する必要があ~~るため，~~発電設備等の逆潮流により低圧需要家の電圧が適正値を逸脱するおそれがあるときは，進相無効電力制御機能又は出力制御機能により自動的に電圧を調整する対策を行っていただきます。なお，これにより対応できない場合は，配電線増強等の対策を行います。	(1) 常時電圧変動対策 連系する系統における低圧需要家の電圧を適正値（標準電圧100Vに対しては101±6V，標準電圧200Vに対しては202±20V）以内に維持する必要があります。なお，電圧規制点は構内負荷機器への影響を考慮し，原則として受電点とします。ただし，系統側の電圧が電圧上限値に近い場合，発電設備等からの逆潮流の制限により発電電力量が低下する場合は，当該発電設備等設置者以外の低圧需要家への供給電圧が適正値を逸脱するおそれがないことを条件として，電圧規制点を引込柱とします。発電設備等の逆潮流により低圧需要家の電圧が適正値を逸脱するおそれがあるときは，進相無効電力制御機能又は出力制御機能により自動的に電圧を調整する対策を行っていただきます。なお，これにより対応できない場合は，配電線増強等の対策を行います。 また，発電設備等のパワーコンディショナーは逆潮流による電圧上昇を抑制する対策として，次に示す対策を行っていただきます。 イ　発電設備等のパワーコンディショナーに，適正電圧範囲内で常に一定の力率【80%～100%（1%刻み）】で進相運転を行う機能（力率一定制御）を有するものを用いること。 ロ　太陽光発電設備（複数直流入力の発電設備を含みます。）については，現時点における標準的な力率値95%に設定すること。ただし連系点の潮流が順潮流状態の時は，力率を100%に制御してもよい。 なお，高圧配電線等の系統状況により個別に力率値を指定する場合には，力率値を変更すること。
(2) 略	(2) 略
(3) 電圧フリッカ対策 発電設備等を設置する場合は，発電設備等の頻繁な並解列や出力変動，単独運転検出機能（能動方式）による電圧フリッカにより適正値を逸脱するおそれがあるときは，次に示す電圧フリッカ対策などを行っていただきます。 イ　風力発電設備等の頻繁な並解列により電圧フリッカが適正値を逸脱するおそれがあるときには，静止型無効電力補償装置（以下，SVC）の設置やサイリスタ等によるソフトスタート機能を有する装置の設置，配電線の太線化などによる系統インピーダンスの低減などの対策を行うこと。なお，これにより対応できない場合には，配電線の増強などを行うか，専用線による連系とする。	(3) 電圧フリッカ対策 発電設備等を設置する場合は，発電設備等の頻繁な並解列や出力変動，単独運転検出機能（能動方式）による電圧フリッカにより適正値を逸脱するおそれがあるときは，次に示す電圧フリッカ対策などを行っていただきます。 イ　風力発電設備等の頻繁な並解列により電圧フリッカが適正値を逸脱するおそれがあるときには，静止型無効電力補償装置（以下，SVC）の設置やサイリスタ等によるソフトスタート機能を有する装置の設置，配電線の太線化などによる系統インピーダンスの低減などの対策を行うこと。なお，これにより対応できない場合には，配電線の増強などを行うか，専用線による連系とする。

旧（令和６年 10 月１日実施）	新（令和７年４月１日実施）
ロ　風力発電設備等の出力変動により電圧フリッカが適正値を逸脱するおそれがあるときには，SVC などを設置や配電線の太線化などによる系統インピーダンスの低減などの対策を行うこと。なお，これにより対応できない場合には，配電線の増強などを行うか，専用線による連系とする。	ロ　風力発電設備等の出力変動により電圧フリッカが適正値を逸脱するおそれがあるときには，SVC などを設置や配電線の太線化などによる系統インピーダンスの低減などの対策を行うこと。なお，これにより対応できない場合には，配電線の増強などを行うか，専用線による連系とする。
ハ　単独運転検出機能（能動的方式）による電圧フリッカにより適正値を逸脱するおそれがあるとき（新型能動的方式を具備する場合など）は，無効電力発振の予兆を検出して無効電力の注入を一時的に停止する機能を有する装置の設置などの対策を行うこと。	ハ　単独運転検出機能（能動的方式）による電圧フリッカにより適正値を逸脱するおそれがあるとき（新型能動的方式を具備する場合など）は，発生する電圧フリッカの電圧変動周期にかかわらず無効電力発振の予兆を検出して無効電力の注入を一時的に停止する機能を有する装置の設置などの対策を行うこと。
また，単独運転検出機能（能動的方式）による電圧フリッカにより，系統運用に支障が発生した場合又は発生するおそれがある場合には，発電設備等設置者は当社と協議のうえ，単独運転検出に影響の無い範囲で，周波数フィードバックゲインや無効電力の注入量の上下限値の変更などにより，配電線に注入する無効電力の注入量を低減するなどの対策を講じ~~ること~~。なお，ソフトウェア改修不可などで対応できない場合については，機器取替や対応時期などを含めて個別に協議させていただきます。	また，単独運転検出機能（能動的方式）による電圧フリッカにより，系統運用に支障が発生した場合又は発生するおそれがある場合には，発電設備等設置者は当社と協議のうえ，単独運転検出に影響の無い範囲で，周波数フィードバックゲインや無効電力の注入量の上下限値の変更などにより，配電線に注入する無効電力の注入量を低減するなどの対策を講じていただきます。なお，ソフトウェア改修不可などで対応できない場合については，機器取替や対応時期などを含めて個別に協議させていただきます。
［対策要否の判定基準例］ 受電点における電圧フリッカレベル（ΔＶ10）を0.45 Ｖ以下（当該設備のみの場合は，0.23 Ｖ以下）に維持する。	［対策要否の判定基準例］ 受電点における電圧フリッカレベル（ΔＶ10）を0.45 Ｖ以下（当該設備のみの場合は，0.23 Ｖ以下）に維持する。
~~18~~　**短絡容量** 発電設備等の連系により系統の短絡容量が他者の遮断器の遮断容量等を上回るおそれがある場合は，短絡電流を制限する装置（限流リアクトル等）を設置していただきます。	19　**短絡容量** 発電設備等の連系により系統の短絡容量が他者の遮断器の遮断容量等を上回るおそれがある場合は，短絡電流を制限する装置（限流リアクトル等）を設置していただきます。
~~19~~　**過電流引き外し素子を有する遮断器の設置** 単相３線式の電気方式に連系する場合であって，負荷の不平衡と発電設備等の逆潮流により中性線に負荷線以上の過電流が生じるおそれがあるときは，発電設備等及び負荷設備等の並列点よりも系統側に，3極に過電流引き外し素子を有する遮断器を設置していただきます。	20　**過電流引き外し素子を有する遮断器の設置** 単相３線式の電気方式に連系する場合であって，負荷の不平衡と発電設備等の逆潮流により中性線に負荷線以上の過電流が生じるおそれがあるときは，発電設備等及び負荷設備等の並列点よりも系統側に，3極に過電流引き外し素子を有する遮断器を設置していただきます。
~~20~~　**発電設備等の種類** 逆潮流有りの連系とすることができる発電設備等は，逆変換装置を用いた発電設備等に限ります。ただし，逆変換装置を用いない場合でも，逆変換装置を用いた連系の場合と同等の単独運転検出及び解列ができ，他の需要家へ影響を及ぼすおそれが無い場合に限り，逆潮流有りの連系とする	21　**発電設備等の種類** 逆潮流有りの連系とすることができる発電設備等は，逆変換装置を用いた発電設備等に限ります。ただし，逆変換装置を用いない場合でも，逆変換装置を用いた連系の場合と同等の単独運転検出及び解列ができ，他の需要家へ影響を及ぼすおそれが無い場合に限り，逆潮流有りの連系とする

旧（令和６年 10 月１日実施）	新（令和７年４月１日実施）
ことができます。	ことができます。
~~21~~ **サイバーセキュリティ対策** 自家用電気工作物（発電事業の用に供するもの及び小規模事業用電気工作物を除く。）に係る遠隔監視システム及び制御システムは，「自家用電気工作物に係るサイバーセキュリティの確保に関するガイドライン」に準拠した対策を講じていただきます。 上記以外の発電設備等については，サイバー攻撃による発電設備等の異常動作を防止し，または発電設備等がサイバー攻撃を受けた場合に速やかな異常の除去，影響範囲の局限化などを行うために次のとおり，適切なサイバーセキュリティ対策を講じていただきます。 (1)　略 (2)　略 (3)　略	22 **サイバーセキュリティ対策** 自家用電気工作物（発電事業の用に供するもの及び小規模事業用電気工作物を除く。）に係る遠隔監視システム及び制御システムは，「自家用電気工作物に係るサイバーセキュリティの確保に関するガイドライン」に準拠した対策を講じていただきます。 上記以外の発電設備等については，サイバー攻撃による発電設備等の異常動作を防止し，または発電設備等がサイバー攻撃を受けた場合に速やかな異常の除去，影響範囲の局限化などを行うために次のとおり，適切なサイバーセキュリティ対策を講じていただきます。 (1)　略 (2)　略 (3)　略
~~22~~ **発電機諸元** 当社の求めに応じて，次の諸元を提出していただきます。（第３者認証機関発行の認証証明書による提供可）	23 **発電機諸元** 当社の求めに応じて，次の諸元を提出していただきます。（第３者認証機関発行の認証証明書による提供可）

電源種	設備	諸元
共通	発電プラント	定格（定格容量，定格出力，台数，定格電圧）
		力率（定格，運転可能範囲）
		単線結線図，系統並解列箇所
	構内設備	高調波発生機器と高調波対策資料
		電圧フリッカの発生源と対策設備資料
	保護装置	設置要素
		設置場所
		設置相数
		解列箇所
		整定範囲
		整定値

電源種	設備	諸元
共通	発電プラント	定格（定格容量，定格出力，台数，定格電圧）
		力率（定格，運転可能範囲）
		単線結線図，系統並解列箇所
	構内設備	高調波発生機器と高調波対策資料
		電圧フリッカの発生源と対策設備資料
	保護装置	設置要素
		設置場所
		設置相数
		解列箇所
		整定範囲
		整定値

旧（令和６年10月１日実施）

		シーケンスブロック
逆変換装置	発電プラント制御装置	メーカ，型式
		単独運転検出方式，整定値
		逆変換装置の容量
		FRT要件の適用有無
風力	発電プラント制御装置	蓄電池，ウィンドファームコントローラの有無
蓄電池	発電プラント	蓄電容量

なお，必要に応じて，記載されていない諸元等，最新の諸元等を提供していただくことがあります。

Ⅲ　需要設備の接続に必要な技術要件

需要者の需要設備を当社の電力系統に連系する場合，電気設備に関する技術基準に加え，以下の項目について遵守していただきます。

なお，電気方式につきましては，「Ⅱ 発電設備等の接続に必要な技術要件」に準拠していただきます。

~~23~~ 力 率 の 保 持

(1)　略

(2)　略

~~24~~ 保護装置の設置

需要者は，次の原因で他者の電気の使用を妨害し，もしくは妨害するおそれがある場合，または当社もしくは他の電気事業者の電気工作物に支障を及ぼし，もしくは支障を及ぼすおそれがある場合（この場合の判定は，その原因となる現象が最も著しいと認められる地点で行ないます。）には，お客さまの負担で，必要な調整装置または保護装置を需要場所に施設していただくなどの対策を講じていただきます。

(1)　略

(2)　略

新（令和７年４月１日実施）

		シーケンスブロック
逆変換装置	発電プラント制御装置	メーカ，型式
		単独運転検出方式，整定値
		逆変換装置の容量
		FRT要件の適用有無
風力	発電プラント制御装置	蓄電池，ウィンドファームコントローラの有無
蓄電池	発電プラント	蓄電容量

なお，必要に応じて，記載されていない諸元等，最新の諸元等を提供していただくことがあります。

Ⅲ　需要設備の接続に必要な技術要件

需要者の需要設備を当社の電力系統に連系する場合，電気設備に関する技術基準に加え，以下の項目について遵守していただきます。

なお，電気方式につきましては，「Ⅱ 発電設備等の接続に必要な技術要件」に準拠していただきます。

24 力 率 の 保 持

(1)　略

(2)　略

25 保護装置の設置

需要者は，次の原因で他者の電気の使用を妨害し，もしくは妨害するおそれがある場合，または当社もしくは他の電気事業者の電気工作物に支障を及ぼし，もしくは支障を及ぼすおそれがある場合（この場合の判定は，その原因となる現象が最も著しいと認められる地点で行ないます。）には，お客さまの負担で，必要な調整装置または保護装置を需要場所に施設していただくなどの対策を講じていただきます。

(1)　略

(2)　略

旧（令和６年 10 月１日実施）	新（令和７年４月１日実施）
(3)　略	(3)　略
(4)　略	(4)　略
(5)　略	(5)　略

［託送供給等約款　別冊　系統連系技術要件］

現（令和６年10月１日実施）	新（令和７年４月１日実施）
系　統　連　系　技　術　要　件 「託送供給等約款別冊」 （高　圧　版） 令和~~６~~年~~10~~月~~１~~日実施 沖　縄　電　力　株　式　会　社	系　統　連　系　技　術　要　件 「託送供給等約款別冊」 （高　圧　版） 令和７年４月１日実施 沖　縄　電　力　株　式　会　社

現（令和６年10月１日実施）	新（令和７年４月１日実施）

目　　次

現（令和６年10月１日実施）	新（令和７年４月１日実施）
Ⅰ　総　　則 …… 1	**Ⅰ　総　　則** …… 1
1　目　　的 …… 1	1　目　　的 …… 1
2　適用の範囲 …… 1	2　適用の範囲 …… 1
3　協　　議 …… 1	3　協　　議 …… 1
Ⅱ　発電設備等の接続に必要な技術要件 …… 2	**Ⅱ　発電設備等の接続に必要な技術要件** …… 2
4　電気方式 …… 2	4　電気方式 …… 2
5　運転可能周波数 …… 2	5　運転可能周波数・並列時許容周波数 …… 2
6　力　　率 …… ~~2~~	6　力　　率 …… 3
7　高　調　波 …… 3	7　高　調　波 …… 3
8　需給バランス制約による発電出力の抑制 …… 3	8　需給バランス制約による発電出力の抑制 …… 3
9　送電容量制約による発電設備等の出力の抑制 …… 4	9　送電容量制約による発電設備等の出力の抑制 …… 4
10　不要解列の防止 …… 4	10　不要解列の防止 …… 4
11　保護装置の設置場所 …… ~~6~~	11　保護装置の設置場所 …… 7
12　保護リレーの設置相数 …… ~~6~~	12　保護リレーの設置相数 …… 7
13　保護装置の設置 …… ~~7~~	13　保護装置の設置 …… 8
14　解列箇所 …… ~~9~~	14　解列箇所 …… 10
	15　発電機運転制御装置の付加 …… 10
~~15~~　自動負荷制限 …… ~~9~~	16　自動負荷制限 …… 10
~~16~~　線路無電圧確認装置の設置 …… ~~9~~	17　線路無電圧確認装置の設置 …… 11
~~17~~　接地方式 …… ~~10~~	18　接地方式 …… 11
~~18~~　直流流出防止変圧器の設置 …… ~~10~~	19　直流流出防止変圧器の設置 …… 12
~~19~~　電圧変動 …… ~~11~~	20　電圧変動 …… 12
~~20~~　短絡容量 …… ~~13~~	21　短絡容量 …… 15
~~21~~　発電機定数・諸元 …… ~~13~~	22　発電機定数・諸元 …… 15
~~22~~　昇圧用変圧器 …… ~~15~~	23　昇圧用変圧器 …… 17
~~23~~　連絡体制 …… ~~16~~	24　連絡体制 …… 18
~~24~~　バンク逆潮流の制限 …… ~~17~~	25　バンク逆潮流の制限 …… 19
~~25~~　サイバーセキュリティ対策 …… ~~17~~	26　サイバーセキュリティ対策 …… 19
~~26~~　そ　の　他 …… ~~18~~	27　そ　の　他 …… 20
Ⅲ　需要設備の接続に必要な技術要件 …… ~~19~~	**Ⅲ　需要設備の接続に必要な技術要件** …… 21
~~27~~　高　調　波 …… ~~19~~	28　高　調　波 …… 21
~~28~~　電圧フリッカ・電圧変動 …… ~~20~~	29　電圧フリッカ・電圧変動 …… 22
~~29~~　瞬時電圧低下 …… ~~21~~	30　瞬時電圧低下 …… 23
~~30~~　電圧不平衡 …… ~~21~~	31　電圧不平衡 …… 23

現（令和６年10月１日実施）	新（令和７年４月１日実施）
~~31~~ 保護協調の目的 ……………………………… ~~21~~ ~~32~~ 保護装置の設置 ……………………………… ~~22~~ ~~33~~ 保護装置の設置場所 ………………………… ~~22~~ ~~34~~ 保護リレーの設置相数 ……………………… ~~22~~ ~~35~~ 遮　断　箇　所 ……………………………… ~~22~~ ~~36~~ サイバーセキュリティ対策 ………………… ~~22~~	32 保護協調の目的 ……………………………… 23 33 保護装置の設置 ……………………………… 24 34 保護装置の設置場所 ………………………… 24 35 保護リレーの設置相数 ……………………… 24 36 遮　断　箇　所 ……………………………… 24 37 サイバーセキュリティ対策 ………………… 24
Ⅱ　発電設備等の接続に必要な技術要件	Ⅱ　発電設備等の接続に必要な技術要件
発電者の発電設備等を当社の系統に連系する場合は，電気設備に関する技術基準に加え，以下の項目について遵守していただきます。なお，需要者が発電設備等を当社の供給設備に電気的に接続して使用する場合，逆潮流の有無に係らず，本要件を適用していただきます。	発電者の発電設備等を当社の系統に連系する場合は，電気設備に関する技術基準に加え，以下の項目について遵守していただきます。なお，需要者が発電設備等を当社の供給設備に電気的に接続して使用する場合，逆潮流の有無に係らず，本要件を適用していただきます。
5　運転可能周波数	**5　運転可能周波数・並列時許容周波数** (1) 運転可能周波数
発電設備等の連続運転可能周波数及び運転可能周波数は，次のとおりとしていただきます。 連続運転可能周波数：58.2Hzを超え61.0Hz以下 運転可能周波数　　：57.0Hz以上61.8Hz以下 なお，周波数低下時の運転継続時間は，58.2Hzでは10分程度以上，57.6Hzでは1分程度以上としていただきます。また，周波数低下リレーの整定値は，原則として，検出レベルは57.0Hzとし，検出時限は自動再閉路時間と協調が取れる範囲の最大値としていただきます。（協調が取れる範囲の最大値：２秒） ただし，逆変換装置を用いた発電設備等でFRT要件非適用の設備については，この限りではありません。	発電設備等の連続運転可能周波数及び運転可能周波数は，次のとおりとしていただきます。 連続運転可能周波数：58.2Hzを超え61.0Hz以下 運転可能周波数　　：57.0Hz以上61.8Hz以下 なお，周波数低下時の運転継続時間は，58.2Hzでは10分程度以上，57.6Hzでは1分程度以上としていただきます。また，周波数低下リレーの整定値は，原則として，検出レベルは57.0Hzとし，検出時限は自動再閉路時間と協調が取れる範囲の最大値としていただきます。（協調が取れる範囲の最大値：２秒） ただし，逆変換装置を用いた発電設備等でFRT要件非適用の設備については，この限りではありません。 (2) 並列時許容周波数 系統周波数を適正値に維持する必要があるため，並列時の周波数は並列時許容周波数以内としていただきます。なお，並列時許容周波数は，標準周波数＋0.1Hz以下（設定可能範囲：標準周波数＋0.1 ～＋1.0Hz）とします。ただし，離島など系統固有の事由等により個別に協議させていただく場合があります。

現（令和６年10月１日実施）	新（令和７年４月１日実施）
8　需給バランス制約による発電設備等の出力の抑制	**8　需給バランス制約による発電設備等の出力の抑制**
逆潮流のある発電設備等のうち，太陽光発電設備及び風力発電設備ならびに蓄電池には，当社の求めに応じて，当社からの遠隔制御により0%から100%の範囲（1%刻み）で出力（自家消費分を除くことも可）の抑制ができる機能を有する逆変換装置やその他必要な設備を設置する等の対策を実施していただきます。なお，ウィンドファームとしての運用がない風力発電所やウィンドファームコントローラーがない風力発電所については，技術的制約を踏まえ個別協議とさせていただきます。	逆潮流のある発電設備等のうち，太陽光発電設備及び風力発電設備ならびに蓄電池には，当社の求めに応じて，当社からの遠隔制御により0%から100%の範囲（1%刻み）で出力（自家消費分を除くことも可）の抑制ができる機能を有する逆変換装置やその他必要な設備を設置する等の対策を実施していただきます。なお，ウィンドファームとしての運用がない風力発電所やウィンドファームコントローラーがない風力発電所については，技術的制約を踏まえ個別協議とさせていただきます。
逆潮流のある火力発電設備及びバイオマス発電設備（ただし，再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則〔平成24年経済産業省令第46号〕に定める地域資源バイオマス発電設備であって，燃料貯蔵や技術に由来する制約等により出力の抑制が困難なものを除く）は，発電出力を技術的に合理的な範囲で最大限抑制し，多くとも50%以下に抑制するために必要な機能を具備していただきます。なお，停止による対応も可能とします。また，自家消費を主な目的とした発電設備等については，個別の事情を踏まえ対策の内容を協議させていただきます。	逆潮流のある火力発電設備及びバイオマス発電設備（ただし，再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則〔平成24年経済産業省令第46号〕に定める地域資源バイオマス発電設備であって，燃料貯蔵や技術に由来する制約等により出力の抑制が困難なものを除きます。）は，発電出力を技術的に合理的な範囲で最大限抑制し，その最低出力を発電端の定格出力に対して，火力発電設備（混焼バイオマス発電設備を含みます。）については多くとも30%以下，バイオマス発電設備については多くとも50%以下に抑制するために必要な機能を具備していただきます。なお，停止による対応も可能とします。また，自家消費を主な目的とした発電設備等については，個別の事情を踏まえ対策の内容を協議させていただきます。実証設備の実証期間中の扱いについては，技術的制約を踏まえ個別に協議させていただき，実証期間終了後は，再協議させていただきます。
	15　発電機運転制御装置の付加 (1)　周波数調整のための機能 イ　出力低下防止機能 火力発電設備およびコージェネレーション（ガスタービン・ガスエンジンを採用したコージェネレーションを除きます。）は，周波数58.8Hzまでは発電機出力を低下しない，周波数58.8Hz以下については，1.2Hz低下するごとに5%以内の出力低下に抑える，または，一度出力低下しても回復する機能もしくは装置を具備すること。 なお，周波数変動に鋭敏な負荷設備や，構内設備（発電用所内電源を除きます。）への電源供給維持のため，自立運転に移行する必要がある自家用発電設備等については，対策内容を協議させていただきます。

現（令和６年10月１日実施）	新（令和７年４月１日実施）
~~15~~　**自動負荷制限** 発電設備等の脱落時等に連系する配電線や配電用変圧器等が過負荷になるおそれがある場合は，自動的に負荷を制限する対策を行っていただきます。	16　**自動負荷制限** 発電設備等の脱落時等に連系する配電線や配電用変圧器等が過負荷になるおそれがある場合は，自動的に負荷を制限する対策を行っていただきます。
~~16~~　**線路無電圧確認装置の設置** 発電設備等を連系する系統の再閉路時の事故防止のため，当該系統の配電用変電所の配電線引出口に線路無電圧確認装置を設置いたします。ただし，次のいずれかを満たす場合は，線路無電圧確認装置を省略できるものといたします。 (1)　略 (2)　略 (3)　略 (4)　略 (5)　略	17　**線路無電圧確認装置の設置** 発電設備等を連系する系統の再閉路時の事故防止のため，当該系統の配電用変電所の配電線引出口に線路無電圧確認装置を設置いたします。ただし，次のいずれかを満たす場合は，線路無電圧確認装置を省略できるものといたします。 (1)　略 (2)　略 (3)　略 (4)　略 (5)　略
~~17~~　**接地方式** 接地方式は，連系する系統に適合した方式としていただきます。	18　**接地方式** 接地方式は，連系する系統に適合した方式としていただきます。
~~18~~　**直流流出防止変圧器の設置** 逆変換装置を用いて発電設備等を連系する場合は，逆変換装置から直流が系統へ流出することを防止するために，受電地点と逆変換装置との間に変圧器（単巻変圧器を除きます。）を設置していただきます。 ただし，次のすべての条件に適合する場合は，変圧器の設置を省略することができます。 (1)　略 (2)　略	19　**直流流出防止変圧器の設置** 逆変換装置を用いて発電設備等を連系する場合は，逆変換装置から直流が系統へ流出することを防止するために，受電地点と逆変換装置との間に変圧器（単巻変圧器を除きます。）を設置していただきます。 ただし，次のすべての条件に適合する場合は，変圧器の設置を省略することができます。 (1)　略 (2)　略

現（令和６年10月１日実施）	新（令和７年４月１日実施）
~~19~~　電圧変動	20　電圧変動
（1）常時電圧変動対策 連系する系統における低圧需要家の電圧を適正値（標準電圧100Vに対しては101±6V，標準電圧200Vに対しては202±20V）以内に維持する必要があるため，発電設備等の解列による電圧低下や逆潮流による系統の電圧上昇等により適正値を逸脱するおそれがあるときは，次に示す電圧変動対策を行っていただきます。なお，これにより対応できない場合には，配電線新設による負荷分割等の配電線増強や専用供給設備による連系を行なうなどの対策を行います。 イ　発電設備等の脱落等により低圧需要家の電圧が適正値を逸脱するおそれがあるときには，自動的に負荷を制限すること。 ロ　発電設備等の逆潮流により低圧需要家の電圧が適正値を逸脱するおそれがあるときには，自動的に電圧を調整すること。	（1）常時電圧変動対策 連系する系統における低圧需要家の電圧を適正値（標準電圧100Vに対しては101±6V，標準電圧200Vに対しては202±20V）以内に維持する必要があるため，発電設備等の解列による電圧低下や逆潮流による系統の電圧上昇等により適正値を逸脱するおそれがあるときは，次に示す電圧変動対策を行っていただきます。なお，これにより対応できない場合には，配電線新設による負荷分割等の配電線増強や専用供給設備による連系を行なうなどの対策を行います。 イ　発電設備等の脱落等により低圧需要家の電圧が適正値を逸脱するおそれがあるときには，自動的に負荷を制限すること。<u>または，適正な電圧が維持できる範囲まで自動的に負荷を制限する自動負荷遮断装置を設置すること。</u> ロ　発電設備等の逆潮流により低圧需要家の電圧が適正値を逸脱するおそれがあるときには，自動的に電圧を調整すること。 <u>また，受電点および発電端の力率は，協議により決定することとするが，高圧配電線等の系統状況により個別に力率値を指定する場合には，力率値を変更すること。</u> <u>この自動電圧調整の手段としては，逆潮流電力の大きさや発電設備等の形式により，以下の４方式などから選択していただきます。</u> <u>(ｲ) 発電設備等を一定の遅相で運転して，一定値以上の逆潮流が発生するときに力率改善用コンデンサ（一般には開放）で受電点の力率を所定力率に調整すること。</u> <u>(ﾛ) 発電設備等を一定の進相で運転して，一定値以上の逆潮流が発生するときに力率改善用コンデンサで受電点の力率を所定力率に調整すること。</u> <u>(ﾊ) 一定値以上の逆潮流が発生するときに，力率改善用コンデンサを一定値まで減じ，かつ発電設備等の無効電力出力を制御して受電点の力率を所定力率に調整すること。ただし，発電設備等の無効電力出力が限界値となる場合には，有効電力を減ずることで電圧上昇の抑制をするとともに受電点の力率を所定力率に調整すること。</u> <u>(ﾆ) PCSの力率一定制御【80%～100%（1%刻み）】（進相または遅相運転）又はSVCの制御などにより，受電点の力率を所定力率に調整すること。</u>
(2) 略	(2) 略
(3) 略	(3) 略

現（令和６年10月１日実施）

~~20~~ 短　絡　容　量

発電設備等の連系により系統の短絡容量が他者の遮断器の遮断容量等を上回るおそれがある場合は，短絡電流を制限する装置（限流リアクトル等）を設置していただきます。

~~21~~ 発電機定数・諸元

発電機並列時の短絡電流抑制対策等の面から，発電機定数を当社から指定させていただく場合があります。

また，当社の求めに応じて，次の諸元を提出していただきます。（第３者認証機関発行の認証証明書による提供可）

電源種	設備	諸元
共通	発電プラント	定格（定格容量，定格出力，台数，定格電圧）
		最低出力
		所内負荷（定格，最低）
		力率（定格，運転可能範囲）
		運転可能周波数の範囲
		単線結線図，系統並解列箇所
	構内設備	自家消費電力の最大値，最小値
		総合負荷力率
		高調波発生機器と高調波対策資料
		電圧フリッカの発生源と対策設備資料
	受電用変圧器，連系用変圧器	定格（定格容量，定格電圧）
		インピーダンス（変圧器定格容量ベース）
		制御方式，整定値
	調相設備	定格（容量，台数）
	遮断器	定格（遮断電流，遮断時間）
		自動同期検定装置の有無
	保護装置	設置要素
		設置場所
		設置相数

新（令和７年４月１日実施）

21 短　絡　容　量

発電設備等の連系により系統の短絡容量が他者の遮断器の遮断容量等を上回るおそれがある場合は，短絡電流を制限する装置（限流リアクトル等）を設置していただきます。

22 発電機定数・諸元

発電機並列時の短絡電流抑制対策等の面から，発電機定数を当社から指定させていただく場合があります。

また，当社の求めに応じて，次の諸元を提出していただきます。（第３者認証機関発行の認証証明書による提供可）

電源種	設備	諸元
共通	発電プラント	定格（定格容量，定格出力，台数，定格電圧）
		最低出力
		所内負荷（定格，最低）
		力率（定格，運転可能範囲）
		運転可能周波数の範囲
		単線結線図，系統並解列箇所
	構内設備	自家消費電力の最大値，最小値
		総合負荷力率
		高調波発生機器と高調波対策資料
		電圧フリッカの発生源と対策設備資料
	受電用変圧器，連系用変圧器	定格（定格容量，定格電圧）
		インピーダンス（変圧器定格容量ベース）
		制御方式，整定値
	調相設備	定格（容量，台数）
	遮断器	定格（遮断電流，遮断時間）
		自動同期検定装置の有無
	保護装置	設置要素
		設置場所
		設置相数

現（令和６年 10 月１日実施）			新（令和７年４月１日実施）		
		解列箇所			解列箇所
		整定範囲			整定範囲
		整定値			整定値
		CT 比，VT 比			CT 比，VT 比
		シーケンスブロック			シーケンスブロック
誘導機	発電プラント	拘束リアクタンス	誘導機	発電プラント	拘束リアクタンス
		限流リアクトル容量			限流リアクトル容量
同期機	発電プラント	各種内部リアクタンス	同期機	発電プラント	各種内部リアクタンス
		各種短絡時定数・開路時定数			各種短絡時定数・開路時定数
		慣性定数（発電機＋タービン）			慣性定数（発電機＋タービン）
		制動巻線の有無			制動巻線の有無
	制御装置	ガバナ系ブロック（調定率，GF 幅，CV，ICV モデルを含む）		制御装置	ガバナ系ブロック（調定率，GF 幅，CV，ICV モデルを含む）
		励磁系ブロック（AVR，PSS，PSVR）			励磁系ブロック（AVR，PSS，PSVR）
		FRT 要件の適用有無			FRT 要件の適用有無
逆変換装置	発電プラント制御装置	メーカ，型式	逆変換装置	発電プラント制御装置	メーカ，型式
		単独運転検出方式，整定値			単独運転検出方式，整定値
		逆変換装置の容量			逆変換装置の容量
		通電電流制限値			通電電流制限値
		FRT 要件の適用有無			FRT 要件の適用有無
風力	発電プラント制御装置	発電機の出力特性	風力	発電プラント制御装置	発電機の出力特性
		出力変動対策の方法			出力変動対策の方法
		蓄電池，ウィンドファームコントローラーの有無			蓄電池，ウィンドファームコントローラーの有無
蓄電池	発電プラント	蓄電容量	蓄電池	発電プラント	蓄電容量
二次励磁機	発電プラント	拘束リアクタンス	二次励磁機	発電プラント	拘束リアクタンス

なお，必要に応じて，記載されていない諸元等，最新の諸元等を提供していただくことがあります。

なお，必要に応じて，記載されていない諸元等，最新の諸元等を提供していただくことがあります。

現（令和６年10月１日実施）	新（令和７年４月１日実施）
~~22~~　昇圧用変圧器 短絡電流抑制対策や発電機並列時の電圧低下対策等の面から，昇圧用変圧器のインピーダンス等を当社から指定させていただく場合があります。 また，電圧タップ値等を指定させていただく場合があります。	**23　昇圧用変圧器** 短絡電流抑制対策や発電機並列時の電圧低下対策等の面から，昇圧用変圧器のインピーダンス等を当社から指定させていただく場合があります。 また，電圧タップ値等を指定させていただく場合があります。
~~23~~　連絡体制 (1)（略） (2)（略）	**24　連絡体制** (1)（略） (2)（略）
~~24~~　バンク逆潮流の制限 配電用変電所のバンクにおいて逆潮流が発生すると，電力品質面及び保護協調面で問題が生じるおそれがあることから，原則として逆潮流が生じないよう発電者で発電または放電出力を抑制していただきます。ただし，配電用変電所に保護装置等を設置することにより，電力品質面及び保護協調面で問題が生じないよう対策を行う場合はこの限りではありません。	**25　バンク逆潮流の制限** 配電用変電所のバンクにおいて逆潮流が発生すると，電力品質面及び保護協調面で問題が生じるおそれがあることから，原則として逆潮流が生じないよう発電者で発電または放電出力を抑制していただきます。ただし，配電用変電所に保護装置等を設置することにより，電力品質面及び保護協調面で問題が生じないよう対策を行う場合はこの限りではありません。
~~25~~　サイバーセキュリティ対策 事業用電気工作物（発電事業の用に供するものに限ります。）は，電気事業法に基づき，「電力制御システムセキュリティガイドライン」に準拠した対策を講じていただきます。 自家用電気工作物（発電事業の用に供するもの及び小規模事業用電気工作物を除く。）に係る遠隔監視システム及び制御システムは，「自家用電気工作物に係るサイバーセキュリティの確保に関するガイドライン」に準拠した対策を講じていただきます。 上記以外の発電設備等については，サイバー攻撃による発電設備等の異常動作を防止し，または発電設備等がサイバー攻撃を受けた場合に速やかな異常の除去，影響範囲の局限化などを行うために次のとおり，適切なサイバーセキュリティ対策を講じていただきます。 (1)（略） (2)（略） (3)（略）	**26　サイバーセキュリティ対策** 事業用電気工作物（発電事業の用に供するものに限ります。）は，電気事業法に基づき，「電力制御システムセキュリティガイドライン」に準拠した対策を講じていただきます。 自家用電気工作物（発電事業の用に供するもの及び小規模事業用電気工作物を除く。）に係る遠隔監視システム及び制御システムは，「自家用電気工作物に係るサイバーセキュリティの確保に関するガイドライン」に準拠した対策を講じていただきます。 上記以外の発電設備等については，サイバー攻撃による発電設備等の異常動作を防止し，または発電設備等がサイバー攻撃を受けた場合に速やかな異常の除去，影響範囲の局限化などを行うために次のとおり，適切なサイバーセキュリティ対策を講じていただきます。 (1)（略） (2)（略） (3)（略）

現（令和６年10月１日実施）	新（令和７年４月１日実施）
~~26~~ **その他** 発電設備等の異常，系統の異常等により発電設備等が系統から解列した場合には，すみやかに当社に連絡していただきます。この場合，当社から系統に再連系可能である旨をお知らせするまでの間，発電者の発電設備等を再連系せずに解列状態を保持していただきます。	27 **その他** 発電設備等の異常，系統の異常等により発電設備等が系統から解列した場合には，すみやかに当社に連絡していただきます。この場合，当社から系統に再連系可能である旨をお知らせするまでの間，発電者の発電設備等を再連系せずに解列状態を保持していただきます。
Ⅲ　需要設備の接続に必要な技術要件	**Ⅲ　需要設備の接続に必要な技術要件**
需要者の需要設備を当社の電力系統に連系する場合，電気設備に関する技術基準に加え，以下の項目について遵守していただきます。 なお，電気方式につきましては，「Ⅱ　発電設備等の接続に必要な技術要件」に準拠していただきます。	需要者の需要設備を当社の電力系統に連系する場合，電気設備に関する技術基準に加え，以下の項目について遵守していただきます。 なお，電気方式につきましては，「Ⅱ　発電設備等の接続に必要な技術要件」に準拠していただきます。
~~27~~ **高調波** 需要者は，高調波発生機器を用いた電気設備を使用することにより，当社系統に高調波電流が流出する場合は，その高調波電流を抑制するため，以下の要件に従っていただきます。 (1)（略） (2)（略） (3)（略） (4)（略）	28 **高調波** 需要者は，高調波発生機器を用いた電気設備を使用することにより，当社系統に高調波電流が流出する場合は，その高調波電流を抑制するため，以下の要件に従っていただきます。 (1)（略） (2)（略） (3)（略） (4)（略）
~~28~~ **電圧フリッカ・電圧変動** 電気アークを使用する電気炉などの特殊負荷，周期的な変動負荷，大型モータのように始動時に大きな電流を必要とする負荷など，系統内の電圧に擾乱を与え他の需要者に支障を及ぼすおそれがある場合は，負荷に応じた抑制装置（フリッカ補償装置，バッファリアクトル，無効電力補償装置など）を，需要者において設置していただきます。また，受電用変圧器加圧時の励磁突入電流による瞬時電圧低下により，系統の電圧が常時電圧から10%を超えて逸脱するおそれがあるときは，その抑制対策を実施していただきます。	29 **電圧フリッカ・電圧変動** 電気アークを使用する電気炉などの特殊負荷，周期的な変動負荷，大型モータのように始動時に大きな電流を必要とする負荷など，系統内の電圧に擾乱を与え他の需要者に支障を及ぼすおそれがある場合は，負荷に応じた抑制装置（フリッカ補償装置，バッファリアクトル，無効電力補償装置など）を，需要者において設置していただきます。また，受電用変圧器加圧時の励磁突入電流による瞬時電圧低下により，系統の電圧が常時電圧から10%を超えて逸脱するおそれがあるときは，その抑制対策を実施していただきます。
~~29~~ **瞬時電圧低下** 系統に落雷などにより事故が発生した場合，事故点を保護リレーで検出し，それを系統から切り離すまでの間，事故点を中心に瞬時的に電圧が低下することがあります。こうした瞬時電圧低下は避け	30 **瞬時電圧低下** 系統に落雷などにより事故が発生した場合，事故点を保護リレーで検出し，それを系統から切り離すまでの間，事故点を中心に瞬時的に電圧が低下することがあります。こうした瞬時電圧低下は避け

現（令和６年10月１日実施）	新（令和７年４月１日実施）
ることができないため，これにより影響を受ける場合は，需要者において，負荷制御方法の改善・無停電電源装置の設置・瞬時電圧補償装置など，使用する機器に最も適した対策を講じていただきます。	ることができないため，これにより影響を受ける場合は，需要者において，負荷制御方法の改善・無停電電源装置の設置・瞬時電圧補償装置など，使用する機器に最も適した対策を講じていただきます。
~~30~~ **電圧不平衡** 負荷の特性によって，各相間の負荷が著しく平衡を欠く場合には，他の需要者に支障を及ぼすことがないように，需要者で必要な対策を実施していただきます。	31 **電圧不平衡** 負荷の特性によって，各相間の負荷が著しく平衡を欠く場合には，他の需要者に支障を及ぼすことがないように，需要者で必要な対策を実施していただきます。
~~31~~ **保護協調の目的** 需要者の電気設備の故障または系統の事故時に，事故の除去，事故範囲の局限化等を行うために次の考えにもとづいて，保護協調を図ることを目的に適正な保護装置を設置していただきます。 (1)（略） (2)（略） (3)（略）	32 **保護協調の目的** 需要者の電気設備の故障または系統の事故時に，事故の除去，事故範囲の局限化等を行うために次の考えにもとづいて，保護協調を図ることを目的に適正な保護装置を設置していただきます。 (1)（略） (2)（略） (3)（略）
~~32~~ **保護装置の設置** 需要者は，負荷設備を系統に連系する場合は，系統の保護のため，需要場所における構内設備の短絡事故または地絡事故を検出することができる保護装置を設置していただきます。	33 **保護装置の設置** 需要者は，負荷設備を系統に連系する場合は，系統の保護のため，需要場所における構内設備の短絡事故または地絡事故を検出することができる保護装置を設置していただきます。
~~33~~ **保護装置の設置場所** 保護リレーは，供給地点または事故の検出が可能な場所に設置していただきます。	34 **保護装置の設置場所** 保護リレーは，供給地点または事故の検出が可能な場所に設置していただきます。
~~34~~ **保護リレーの設置相数** 保護リレーの設置相数は次のとおりといたします。 (1)（略） (2)（略）	35 **保護リレーの設置相数** 保護リレーの設置相数は次のとおりといたします。 (1)（略） (2)（略）
~~35~~ **遮断箇所** 遮断箇所は，原則として連系用遮断器といたします。	36 **遮断箇所** 遮断箇所は，原則として連系用遮断器といたします。
~~36~~ **サイバーセキュリティ対策**	37 **サイバーセキュリティ対策**

現（令和６年 10 月１日実施）	新（令和７年４月１日実施）
自家用電気工作物（発電事業の用に供するもの及び小規模事業用電気工作物を除く。）に係る遠隔監視システム及び制御システムは，「自家用電気工作物に係るサイバーセキュリティの確保に関するガイドライン」に準拠した対策を講じていただきます。	自家用電気工作物（発電事業の用に供するもの及び小規模事業用電気工作物を除く。）に係る遠隔監視システム及び制御システムは，「自家用電気工作物に係るサイバーセキュリティの確保に関するガイドライン」に準拠した対策を講じていただきます。

新　旧　比　較　表

［託送供給等約款　別冊　系統連系技術要件］

旧（令和６年１０月１日実施）	新（令和７年４月１日実施）
系　統　連　系　技　術　要　件 「託送供給等約款別冊」 （特別高圧版） 令和~~6~~年~~10~~月~~1~~日実施 沖　縄　電　力　株　式　会　社	系　統　連　系　技　術　要　件 「託送供給等約款別冊」 （特別高圧版） 令和7年4月1日実施 沖　縄　電　力　株　式　会　社

旧（令和６年１０月１日実施）	新（令和７年４月１日実施）

目　　次

旧		新	
Ⅰ　総　　則	1	**Ⅰ　総　　則**	1
1　目　　的	1	1　目　　的	1
2　適用の範囲	1	2　適用の範囲	1
3　協　　議	1	3　協　　議	1
Ⅱ　発電設備等の接続に必要な技術要件	2	**Ⅱ　発電設備等の接続に必要な技術要件**	2
4　電気方式	2	4　電気方式	2
5　運転可能周波数・並列時許容周波数	2	5　運転可能周波数・並列時許容周波数	2
6　力　　率	3	6　力　　率	3
7　高　調　波	3	7　高　調　波	3
8　需給バランス制約による発電出力の抑制	3	8　需給バランス制約による発電出力の抑制	3
9　送電容量制約による発電設備等の出力の抑制	4	9　送電容量制約による発電設備等の出力の抑制	4
10　不要解列の防止	4	10　不要解列の防止	4
11　保護装置の設置	7	11　保護装置の設置	7
12　再閉路方式	11	12　再閉路方式	11
13　保護装置の設置場所	11	13　保護装置の設置場所	11
14　解列箇所	11	14　解列箇所	11
15　保護リレーの設置相数	12	15　保護リレーの設置相数	12
16　自動負荷制限・発電抑制	12	16　自動負荷制限・発電抑制	12
17　線路無電圧確認装置の設置	13	17　線路無電圧確認装置の設置	13
18　発電機運転制御装置の付加	13	18　発電機運転制御装置の付加	13
19　中性点接地装置の付加と電磁誘導障害防止対策の実施	~~16~~	19　中性点接地装置の付加と電磁誘導障害防止対策の実施	18
20　直流流出防止変圧器の設置	~~17~~	20　直流流出防止変圧器の設置	19
21　電　圧　変　動	~~17~~	21　電　圧　変　動	19
22　出力変動対策	~~19~~	22　出力変動対策	21
23　短絡・地絡電流対策	~~20~~	23　短絡・地絡電流対策	22
24　発電機定数・諸元	~~20~~	24　発電機定数・諸元	22
25　昇圧用変圧器	~~24~~	25　昇圧用変圧器	26
26　連　絡　体　制	~~24~~	26　連　絡　体　制	26
27　電気現象記録装置	~~26~~	27　電気現象記録装置	28
28　サイバーセキュリティ対策	~~27~~	28　サイバーセキュリティ対策	28
Ⅲ　需要設備の接続に必要な技術要件	~~28~~	**Ⅲ　需要設備の接続に必要な技術要件**	30
29　供　給　電　圧	~~28~~	29　供　給　電　圧	30
30　進相用コンデンサの運用	~~28~~	30　進相用コンデンサの運用	30
31　高　　調　　波	~~28~~	31　高　　調　　波	30
32　電圧フリッカ・電圧変動	~~30~~	32　電圧フリッカ・電圧変動	32

旧（令和６年１０月１日実施）	新（令和７年４月１日実施）
33　瞬時電圧低下 …… ~~30~~	33　瞬時電圧低下 …… 32
34　電圧不平衡 …… ~~31~~	34　電圧不平衡 …… 33
35　保護協調の目的 …… ~~31~~	35　保護協調の目的 …… 33
36　保護装置の設置 …… ~~31~~	36　保護装置の設置 …… 33
37　保護装置の設置場所 …… ~~32~~	37　保護装置の設置場所 …… 34
38　保護リレーの設置相数 …… ~~32~~	38　保護リレーの設置相数 …… 34
39　遮断箇所 …… ~~32~~	39　遮断箇所 …… 34
40　再閉路方式 …… ~~32~~	40　再閉路方式 …… 34
41　連絡体制及び系統連系上必要な情報 …… ~~33~~	41　連絡体制及び系統連系上必要な情報 …… 35
42　サイバーセキュリティ対策 …… ~~34~~	42　サイバーセキュリティ対策 …… 36

旧（令和６年１０月１日実施）	新（令和７年４月１日実施）
Ⅱ　発電設備等の接続に必要な技術要件	**Ⅱ　発電設備等の接続に必要な技術要件**
発電者の発電設備等を当社の系統に連系する場合は，電気設備に関する技術基準に加え，以下の項目について遵守していただきます。なお，需要者が発電設備等を当社の供給設備に電気的に接続して使用する場合，もしくは事業場所内の発電設備等を系統に連系する場合は，逆潮流の有無に係らず，本要件を適用していただきます。	発電者の発電設備等を当社の系統に連系する場合は，電気設備に関する技術基準に加え，以下の項目について遵守していただきます。なお，需要者が発電設備等を当社の供給設備に電気的に接続して使用する場合，もしくは事業場所内の発電設備等を系統に連系する場合は，逆潮流の有無に係らず，本要件を適用していただきます。
８　需給バランス制約による発電設備等の出力の抑制	**８　需給バランス制約による発電設備等の出力の抑制**
逆潮流のある発電設備等のうち，太陽光発電設備及び風力発電設備ならびに蓄電池には，当社の求めに応じて，当社からの遠隔制御により0%から100%の範囲（1%刻み）で出力（自家消費分を除くことも可）の抑制ができる機能を有する逆変換装置やその他必要な設備を設置する等の対策を実施していただきます。なお，ウィンドファームとしての運用がない風力発電所やウィンドファームコントローラーがない風力発電所については，技術的制約を踏まえ個別協議とさせていただきます。	逆潮流のある発電設備等のうち，太陽光発電設備及び風力発電設備ならびに蓄電池には，当社の求めに応じて，当社からの遠隔制御により0%から100%の範囲（1%刻み）で出力（自家消費分を除くことも可）の抑制ができる機能を有する逆変換装置やその他必要な設備を設置する等の対策を実施していただきます。なお，ウィンドファームとしての運用がない風力発電所やウィンドファームコントローラーがない風力発電所については，技術的制約を踏まえ個別協議とさせていただきます。
逆潮流のある火力発電設備及びバイオマス発電設備（ただし，再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則〔平成24年経済産業省令第46号〕に定める地域資源バイオマス発電設備であって，燃料貯蔵や技術に由来する制約等により出力の抑制が困難なものを除~~く~~）は，発電出力を技術的に合理的な範囲で最大限抑制し，多くとも50%以下に抑制するために必要な機能を具備していただきます。なお，停止による対応も可能とします。また，自家消費を主な目的とした発電設備等については，個別の事情を踏まえ対策の内容を協議させていただきます。	逆潮流のある火力発電設備及びバイオマス発電設備（ただし，再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則〔平成24年経済産業省令第46号〕に定める地域資源バイオマス発電設備であって，燃料貯蔵や技術に由来する制約等により出力の抑制が困難なものを除きます。）は，発電出力を技術的に合理的な範囲で最大限抑制し，その最低出力を発電端の定格出力に対して，火力発電設備（混焼バイオマス発電設備を含みます。）については多くとも30%以下，バイオマス発電設備については多くとも50%以下に抑制するために必要な機能を具備していただきます。なお，停止による対応も可能とします。また，自家消費を主な目的とした発電設備等については，個別の事情を踏まえ対策の内容を協議させていただきます。実証設備の実証期間中の扱いについては，技術的制約を踏まえ個別に協議させていただき，実証期間終了後は，再協議させていただきます。
16　自動負荷制限・発電抑制	**16　自動負荷制限・発電抑制**
(1)　発電設備等の脱落時等に主として連系する送電線及び変圧器等が過負荷になるおそれがある場合は，自動的に負荷を制限する対策を行っていただきます。 また，系統事故等により他の送電線及び変圧器等が過負荷になるおそれがある場合，または系統の安定度や周波数等が維持できないおそれがある場合には，自動で発電抑制または発電遮断，~~もしく~~は発電増出力（揚水遮断及び蓄電池の充電停止を含む）を行っていただくことがあります。 なお，この場合発電場所に必要な装置を設置していただきます。	(1)　発電設備等の脱落時等に主として連系する送電線及び変圧器等が過負荷になるおそれがある場合は，自動的に負荷を制限する対策を行っていただきます。 また，系統事故等により他の送電線及び変圧器等が過負荷になるおそれがある場合，または系統の安定度や周波数等が維持できないおそれがある場合には，自動で発電抑制もしくは発電遮断，または発電増出力（揚水遮断及び蓄電池の充電停止を含む）を行っていただくことがあります。 なお，この場合発電場所に必要な装置を設置していただきます。

旧（令和６年１０月１日実施）	新（令和７年４月１日実施）
ただし，出力変動緩和対策として設置していただく蓄電池については，充電を停止することにより，出力変動緩和の機能を喪失することになるため，本要件の適用範囲外とします。 (2) （略） **18　発電機運転制御装置の付加** (1) （略） (2) 周波数調整のための機能 火力発電設備~~及び~~混焼バイオマス発電設備（地域資源バイオマス発電設備を除~~く~~）については，以下の周波数調整機能を具備していただきます。なお，その他の発電設備等については，個別に協議させていただきます。 ~~イ~~　ガバナフリー運転 タービンの調速機（ガバナ）を系統周波数の変動に応じて発電機出力を変化させるように運転（ガバナフリー運転）する機能を具備すること。 ~~ロ~~　LFC（Load Frequency Control：負荷周波数制御）機能 当社からのLFC信号に追従し，発電機出力を変動させる機能を具備すること。 ~~ハ~~　周波数変動補償機能 標準周波数±0.1Hzを超えた場合，系統の周波数変動により，ガバナで調整した出力を発電所の自動出力制御装置が，出力指令値に引き戻すことがないように，ガバナによる出力変動相当を出力指令値に加算する機能を具備すること。 ~~ニ~~　EDC（Economic load Dispatching Control：経済負荷配分制御）機能 当社からの出力指令値に発電機出力を自動追従制御する機能を具備すること。 ~~ホ~~　出力低下防止機能 ~~35MW以上の~~火力発電設備は，周波数58.8Hzまでは発電機出力を低下しない，周波数58.8Hz以下については，1.2Hz低下するごとに5%以内の出力低下に抑える，~~もしく~~は，一度出力低下しても回復する機能を具備すること。	ただし，出力変動緩和対策として設置していただく蓄電池については，充電を停止することにより，出力変動緩和の機能を喪失することになるため，本要件の適用範囲外とします。 (2) （略） **18　発電機運転制御装置の付加** (1) （略） (2) 周波数調整のための機能 火力発電設備，混焼バイオマス発電設備（地域資源バイオマス発電設備を除きます。）及び揚水発電設備（発電方向）については，以下の周波数調整機能を具備していただきます。なお，その他の発電設備等については，個別に協議させていただきます。 イ　火力発電設備及び混焼バイオマス発電設備（地域資源バイオマス発電設備を除きます。） (ｲ)　ガバナフリー運転 タービンの調速機（ガバナ）を系統周波数の変動に応じて発電機出力を変化させるように運転（ガバナフリー運転）する機能を具備すること。 (ﾛ)　LFC（Load Frequency Control：負荷周波数制御）機能 当社からのLFC信号に追従し，発電機出力を変動させる機能を具備すること。 (ﾊ)　周波数変動補償機能 標準周波数±0.1Hzを超えた場合，系統の周波数変動により，ガバナで調整した出力を発電所の自動出力制御装置が，出力指令値に引き戻すことがないように，ガバナによる出力変動相当を出力指令値に加算する機能を具備すること。 (ﾆ)　EDC（Economic load Dispatching Control：経済負荷配分制御）機能 当社からの出力指令値に発電機出力を自動追従制御する機能を具備すること。 (ﾎ)　出力低下防止機能 火力発電設備及びコージェネレーション（ガスタービン・ガスエンジンを採用した60MW未満のコージェネレーションを除きます。）は，周波数58.8Hzまでは発電機出力を低下しない，周波数58.8Hz以下については，1.2Hz低下するごとに5%以内の出力低下に抑える，または，一度出力低下しても回復する機能もしくは装置を具備すること。 なお，周波数変動に鋭敏な負荷設備や，構内設備（発電用所内電源を除きます。）への電源供給維持のため，自立運転に移行する必要がある自家用発電設備等については，対策内容を協議させていただきます。

旧（令和６年１０月１日実施）

~~なお，~~具体的な発電設備の性能は，次のとおりです。ただし，系統の電源構成の状況等，必要に応じて別途協議を行うことがあります。

	発電機定格出力	35MW以上	
		GT及びGTCC	その他の火力発電設備及び混焼バイオマス発電設備※6
機能・仕様等	GF調定率	４％以下	４％以下
	GF幅※1	８％以上 （定格出力基準）	５％以上 （定格出力基準）
	GF制御応答性	２秒以内に出力変化開始， 10秒以内にGF幅の出力変化完了※8	
	LFC幅	±８％以上 （定格出力基準）	±５％以上 （定格出力基準）
	LFC変化速度※2	５％/分以上 （定格出力基準）	２％/分以上 （定格出力基準）
	LFC制御応答性	20秒以内に出力変化開始 ※8	60秒以内に出力変化開始 ※8
	EDC変化速度※2	５％/分以上 （定格出力基準）	２％/分以上 （定格出力基準）
	EDC制御応答性	20秒以内に出力変化開始 ※8	60秒以内に出力変化開始 ※8
	EDC+LFC変化速度	10％/分以上 （定格出力基準）	２％/分以上 （定格出力基準）
	最低出力※3※4 （定格出力基準）	~~5~~0％以下 DSS 機能具備※5	30％以下 DSS 機能具備※7

※1 GT及びGTCCについては負荷制限設定値までの上げ余裕値が定格出力の８％以上，その他の発電機については定格出力の５％以上を確保。定格出力付近などの要件を満たせない出力帯について別途協議。

※2　定格出力付近のオーバーシュート防止や低出力帯での安定運転により要件を満たせない場合には別途協議。

※3 気化ガス（BOG）処理などにより最低出力を満たせない場合には別途協議。

新（令和７年４月１日実施）

具体的な発電設備の性能は，次のとおりです。ただし，系統の電源構成の状況等，必要に応じて別途協議を行うことがあります。

	発電機定格出力	35MW以上	
		GT及びGTCC	その他の火力発電設備及び混焼バイオマス発電設備※6
機能・仕様等	GF調定率	４％以下	４％以下
	GF幅※1	８％以上 （定格出力基準）	５％以上 （定格出力基準）
	GF制御応答性	２秒以内に出力変化開始， 10秒以内にGF幅の出力変化完了※8	
	LFC幅	±８％以上 （定格出力基準）	±５％以上 （定格出力基準）
	LFC変化速度※2	５％/分以上 （定格出力基準）	２％/分以上 （定格出力基準）
	LFC制御応答性	20秒以内に出力変化開始 ※8	60秒以内に出力変化開始 ※8
	EDC変化速度※2	５％/分以上 （定格出力基準）	２％/分以上 （定格出力基準）
	EDC制御応答性	20秒以内に出力変化開始 ※8	60秒以内に出力変化開始 ※8
	EDC+LFC変化速度	10％/分以上 （定格出力基準）	２％/分以上 （定格出力基準）
	最低出力※3※4 （定格出力基準）	30％以下※9 DSS 機能具備※5	30％以下※9 DSS 機能具備※7

※1 GT及びGTCCについては負荷制限設定値までの上げ余裕値が定格出力の８％以上，その他の発電機については定格出力の５％以上を確保。定格出力付近などの要件を満たせない出力帯について別途協議。

※2　定格出力付近のオーバーシュート防止や低出力帯での安定運転により要件を満たせない場合には別途協議。

※3 気化ガス（BOG）処理などにより最低出力を満たせない場合には別途協議。

旧（令和６年１０月１日実施）	新（令和７年４月１日実施）
※4 EDC/LFC指令で制御可能な最低出力。	※4 EDC/LFC指令で制御可能な最低出力。停止により対応をする発電設備の場合は，この限りではない。
※5 日間起動停止運転（DSS）は，発電機解列～並列まで3.5時間以内で可能なこと。	※5 日間起動停止運転（DSS）は，発電機解列～並列まで3.5時間以内で可能なこと。
※6 地域資源バイオマス発電設備を除く。	※6 地域資源バイオマス発電設備を除く。
※7 日間起動停止運転（DSS）は，発電機解列～並列まで4時間以内で可能なこと。	※7 日間起動停止運転（DSS）は，発電機解列～並列まで4時間以内で可能なこと。
※8 記載の秒数は目安値とし，可能な限り早期に出力変化開始し，出力変化完了すること。	※8 記載の秒数は目安値とし，可能な限り早期に出力変化開始し，出力変化完了すること。
	※9 「８．需給バランス制約による発電設備等の出力の抑制」による。
また，周波数調整機能に必要な受信信号（EDC・LFC指令値）を受信する機能及び，必要な送信信号（現在出力，可能最大発電出力［GT及びGTCCのみ。］，EDC・LFC使用/除外，周波数調整機能故障）を送信する機能を具備していただきます。	また，周波数調整機能に必要な受信信号（EDC・LFC指令値）を受信する機能及び，必要な送信信号（現在出力，可能最大発電出力［GT及びGTCCのみ。］，EDC・LFC使用/除外，周波数調整機能故障）を送信する機能を具備していただきます。 ロ　揚水発電設備（発電方向） (ｲ)　ガバナフリー運転 水車の調速機（ガバナ）を系統周波数の変動に応じて発電機出力を変化させるように運転（ガバナフリー運転）する機能を具備すること。 (ﾛ)　LFC（Load Frequency Control：負荷周波数制御）機能 当社からのLFC信号に追従し，発電機出力を変動させる機能を具備すること。 (ﾊ)　周波数変動補償機能 標準周波数から当社が指定する閾値を超えた場合，系統の周波数変動により，ガバナで調整した出力を発電所の自動出力制御装置が，出力指令値に引き戻すことがないように，ガバナによる出力変動相当を出力指令値に加算する機能を具備すること。ただし，同等の機能を有する場合は省略することができます。 (ﾆ)　EDC（Economic load Dispatching Control：経済負荷配分制御）機能 当社からの出力指令値に発電機出力を自動追従制御する機能を具備すること。 具体的な発電設備の性能は，次のとおりです。ただし，系統の電源構成の状況等，必要に応じて別途協議を行うことがあります。

仕様等	発電機定格出力	2MW以上
機能・	GF調定率	5%以下
	GF幅	最低～定格出力

旧（令和６年１０月１日実施）	新（令和７年４月１日実施）
	<table><tr><td rowspan="6"></td><td>GF制御応答性</td><td>2 秒以内に出力変化開始，10 秒以内に変化量を完了 （定格出力の5%到達にて出力変化の完了とする）※1，※2</td></tr><tr><td>LFC幅</td><td>最低～定格出力※1</td></tr><tr><td>LFC変化速度</td><td>10%/分以上（定格出力基準）</td></tr><tr><td>LFC制御応答性</td><td>10秒以内に出力変化開始※2，※3</td></tr><tr><td>EDC変化速度</td><td>10%/分以上（定格出力基準）</td></tr><tr><td>EDC制御応答性</td><td>10秒以内に出力変化開始※2，※3</td></tr><tr><td>EDC+LFC変化速度</td><td>10%/分以上（定格出力基準）</td></tr></table> ※1 水路系の影響により制約が発生する場合は別途協議。 ※2 記載の秒数は目安値とし，可能な限り早期に出力変化開始し，出力変化完了すること。 ※3 慣性モーメントが大きい発電機は個別協議。 また，周波数調整機能に必要な受信信号（EDC・LFC指令値）を受信する機能及び，必要な送信信号（現在出力，EDC・LFC使用/除外，周波数調整機能故障）を送信する機能を具備していただきます。
(3) （略）	(3) （略）
(4) （略）	(4) （略）
22 出力変動対策	**22 出力変動対策**
再生可能エネルギー発電設備を連系する場合であって，出力変動により他者に影響を及ぼすおそれがあるときは，出力変化率制限機能の具備等の対策を行~~な~~っていただきます。	再生可能エネルギー発電設備を連系する場合であって，出力変動により他者に影響を及ぼすおそれがあるときは，出力変化率制限機能の具備等の対策を行っていただきます。
	(1) 太陽光発電設備の場合 発電に必要な自然エネルギーが得られる状況において，系統周波数が上昇または低下し適正値を逸脱するおそれがある場合は，発電設備の出力を調定率に応じて，自動的に出力変化すること。
(~~1~~) 風力発電設備の場合	(2) 風力発電設備の場合
イ 発電に必要な自然エネルギーが得られる状況において，連系点での５分間の最大変動幅が発電所設備容量の10%以下となるよう対策を行うこと。 なお，ウィンドファームコントローラを有しない小規模発電所については，対策を別途協議する。	イ 発電に必要な自然エネルギーが得られる状況において，連系点での５分間の最大変動幅が発電所設備容量の10%以下となるよう対策を行うこと。 なお，ウィンドファームコントローラを有しない小規模発電所については，対策を別途協議する。
ロ 高風速時にカットアウトが予想される場合は，即座に停止しないよう，ストーム制御機能を具備する等の対策を行うこと，また，カットインが予想される場合は，徐々に出力を上昇するよう	ロ 高風速時にカットアウトが予想される場合は，即座に停止しないよう，ストーム制御機能を具備する等の対策を行うこと，また，カットインが予想される場合は，徐々に出力を上昇するよう

旧（令和６年１０月１日実施）	新（令和７年４月１日実施）
対策を行うこと。 ハ　系統周波数が上昇し適正値を逸脱するおそれがある場合は，発電設備の出力を調定率に応じて自動的に~~抑制~~すること。~~なお，調定率は，２～５％の範囲で当社から指定する値とし，不感帯は0.1Hz以下とする。~~	対策を行うこと。 ハ　発電に必要な自然エネルギーが得られる状況において，系統周波数が上昇または低下し適正値を逸脱するおそれがある場合は，発電設備の出力を調定率に応じて自動的に出力変化すること。 なお，具体的な発電設備の性能は，次の範囲で当社から指定する値といたします。ただし，系統の電源構成の状況等，必要に応じて別途協議させていただきます。 <table><tr><td rowspan="2"></td><td>定格出力合計</td><td>2MW以上 太陽光発電設備または風力発電設備</td></tr><tr><td rowspan="4">機能・仕様等</td><td>調定率</td><td>2～5%以下</td></tr><tr><td>制御応答性</td><td>2秒以内に出力変化開始，10秒以内に変化量を完了 （出力変化量の50%到達にて出力変化の完了とする）</td></tr><tr><td>不感帯</td><td>±0.1Hz以下</td></tr><tr><td>リザーブ量 （出力変化幅）</td><td>0～10%（定格出力基準）</td></tr></table> ※リザーブ量は系統周波数低下時の出力増加対応として，発電出力の抑制時に使用可能なこと。

24　発電機定数・諸元

連系系統，電圧階級によっては，発電機の安定運転対策や短絡・地絡電流抑制対策，慣性低下対策等の面から，発電機定数を当社から指定させていただく場合があります。

また，当社の求めに応じて，次の諸元を提出していただきます。

電源種	設備	諸元
共通	発電プラント	定格容量，定格出力，台数，定格電圧
		最低出力
		所内負荷（定格，最低）
		力率（定格，運転可能範囲）
		運転可能周波数の範囲，運転継続時間
		単線結線図，系統並解列箇所
		発電プラントモデル（原動機の種類，発電機の種類）
		電気所監視制御方式

24　発電機定数・諸元

連系系統，電圧階級によっては，発電機の安定運転対策や短絡・地絡電流抑制対策，慣性低下対策等の面から，発電機定数を当社から指定させていただく場合があります。

また，当社の求めに応じて，次の諸元を提出していただきます。

電源種	設備	諸元
共通	発電プラント	定格容量，定格出力，台数，定格電圧
		最低出力
		所内負荷（定格，最低）
		力率（定格，運転可能範囲）
		運転可能周波数の範囲，運転継続時間
		単線結線図，系統並解列箇所
		発電プラントモデル（原動機の種類，発電機の種類）
		電気所監視制御方式

旧（令和６年１０月１日実施）			新（令和７年４月１日実施）		
	構内設備	自家消費電力の最大値，最小値		構内設備	自家消費電力の最大値，最小値
		総合負荷力率			総合負荷力率
		電動機容量（高圧・低圧）			電動機容量（高圧・低圧）
		電灯容量			電灯容量
		高調波発生機器と高調波対策資料			高調波発生機器と高調波対策資料
		電圧フリッカの発生源と対策設備資料			電圧フリッカの発生源と対策設備資料
	受電用変圧器，連系用変圧器	定格（定格容量，定格電圧）		受電用変圧器，連系用変圧器	定格（定格容量，定格電圧）
		インピーダンス（タップ電圧毎，変圧器定格容量ベース）			インピーダンス（タップ電圧毎，変圧器定格容量ベース）
		励磁特性曲線			励磁特性曲線
		制御方式，整定値			制御方式，整定値
	調相設備	定格容量，台数		調相設備	定格容量，台数
		制御方式，整定値			制御方式，整定値
	アクセス線・構内線路	インピーダンス，アドミタンス		アクセス線・構内線路	インピーダンス，アドミタンス
	遮断器	定格（遮断電流，遮断時間）		遮断器	定格（遮断電流，遮断時間）
		自動同期検定装置の有無			自動同期検定装置の有無
	保護装置	設置要素		保護装置	設置要素
		仕様			仕様
		設置場所			設置場所
		設置相数			設置相数
		解列箇所			解列箇所
		整定範囲			整定範囲
		整定値			整定値
		CT比，VT比			CT比，VT比
		シーケンスブロック			シーケンスブロック
		送電線再閉路方式			送電線再閉路方式
	記録	電気現象記録装置		記録	電気現象記録装置
誘導機	発電プラント	拘束リアクタンス	誘導機	発電プラント	拘束リアクタンス
		限流リアクトル容量			限流リアクトル容量

旧（令和６年１０月１日実施）			新（令和７年４月１日実施）		
		限時リアクトルインピーダンス			限時リアクトルインピーダンス
		慣性定数			慣性定数
		定格すべり			定格すべり
		等価回路定数			等価回路定数
同期機	発電プラント	各種内部リアクタンス（飽和値，不飽和値）	同期機	発電プラント	各種内部リアクタンス（飽和値，不飽和値）
		各種短絡時定数・開路時定数			各種短絡時定数・開路時定数
		慣性定数（発電機＋タービン）			慣性定数（発電機＋タービン）
		制動巻線の有無			制動巻線の有無
		飽和特性			飽和特性
		可能出力曲線			可能出力曲線
		発電機軸モデル			発電機軸モデル
		発電機プラントモデル，モデル構築に必要なプラント，制御系の各種定数（ボイラ，タービン，水車等）			発電機プラントモデル，モデル構築に必要なプラント，制御系の各種定数（ボイラ，タービン，水車等）
		並解列所要時間（平常時，事故時）			並解列所要時間（平常時，事故時）
	制御装置	ガバナ系ブロック（調定率，GF幅，CV，ICVモデルを含む）		制御装置	ガバナ系ブロック（調定率，GF幅，CV，ICVモデルを含む）
		LFC・発電機出力制御ブロック			LFC・発電機出力制御ブロック
		EDC変化速度（出力毎）			EDC変化速度（出力毎）
		LFC幅・変化速度（出力毎）			LFC幅・変化速度（出力毎）
		出力キープタイム（出力毎，上げ下げ）			出力キープタイム（出力毎，上げ下げ）
		励磁装置の形式（直流・交流・サイリスタ・他） 応答速度（超速応励磁か否か）			励磁装置の形式（直流・交流・サイリスタ・他） 応答速度（超速応励磁か否か）
		励磁系ブロック（AVR，PSS，PSVR）			励磁系ブロック（AVR，PSS，PSVR）
		FRT要件の適用有無			FRT要件の適用有無
		過励磁保護59V/Fブロック			過励磁保護59V/Fブロック
		OEL，UELブロック			OEL，UELブロック
水力	発電プラント 制御装置	揚水待機・開始所要時間	水力	発電プラント 制御装置	揚水待機・開始所要時間
		上ダム・下ダム運用可能水位			上ダム・下ダム運用可能水位
		電水比（kW/(m^3/s)）			電水比（kW/(m^3/s)）

旧（令和６年１０月１日実施）

逆変換装置	発電プラント制御装置	メーカ，型式
		単独運転検出方式，整定値
		逆変換装置の容量
		通電電流制限値
		系統事故時の力率制御時間
		三相事故時の事故電流（大きさ，供給時間）
		一，二相事故時の事故電流（大きさ，供給時間）
		FRT要件の適用有無
		無効電力制御方式，整定値
		慣性力供給能力
風力	発電プラント制御装置	周波数調定率設定可能範囲，不感帯設定可能範囲
		発電機の出力特性
		出力変動対策の方法
		蓄電池，ウィンドファームコントローラの有無
蓄電池	発電プラント	蓄電容量
二次励磁機	発電プラント	拘束リアクタンス

なお，必要に応じて，記載されていない諸元等，最新の諸元等を提供していただくことがあります。

新（令和７年４月１日実施）

逆変換装置	発電プラント制御装置	メーカ，型式
		単独運転検出方式，整定値
		逆変換装置の容量
		通電電流制限値
		系統事故時の力率制御時間
		三相事故時の事故電流（大きさ，供給時間）
		一，二相事故時の事故電流（大きさ，供給時間）
		FRT要件の適用有無
		無効電力制御方式，整定値
		慣性力供給能力
太陽光	発電プラント制御装置	発電機・制御モデル，モデルの各種定数
風力	発電プラント制御装置	周波数調定率設定可能範囲，不感帯設定可能範囲
		発電機の出力特性
		出力変動対策の方法
		蓄電池，ウィンドファームコントローラの有無
		発電機・制御モデル，モデルの各種定数
蓄電池	発電プラント	蓄電容量
二次励磁機	発電プラント	拘束リアクタンス

なお，必要に応じて，記載されていない諸元等，最新の諸元等を提供していただくことがあります。

以　上

３　工事に関する費用の負担に関する算出の根拠および決定の方法に関する説明書

工事に関する費用の負担に関する算出の根拠および決定の方法に関する説明書

混雑緩和プロセスにおける工事費負担金の算出につきましては，第 52 回総合資源エネルギー調査会省エネルギー・新エネルギー分科会／電力・ガス事業分科会再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会(2023 年６月 21 日開催)において，系統増強を希望した発電事業者の負担を基本としたうえで，混雑緩和プロセスによる系統増強が一般送配電事業者の計画している設備更新と同調できるなど，一般送配電事業者の受益と評価できる部分については，一般負担として控除する整理がなされたことを反映いたしました。

また，混雑緩和プロセスの参加者に求める保証金につきましては，第 69 回広域系統整備委員会（2023 年８月９日開催）において，従来の一括検討プロセスと同等に設定する整理がなされたことを反映いたしました。